三上氏

中　國

中國　山陰山陽二道の總名なり、畿內の西にして長門に至りて盡く。其南九州四國との間の內海を瀨戶內と云ひ、北は今謂ふ所の日本海也、其橫嶺を中國山系と云ふ。

地學雜志云、中國山系は琵琶湖の北敦賀灣の南なる柳瀨峠に起り、西に延伸する地脉なり。通常中國と稱するものは、山陰山陽兩道の總稱なりと雖、柳ケ瀨嶺以西の地方は地質構造上一地帶なれば、今稱するに此名を以てす。中國山系の表面は頗る凹凸を呈すと雖、而も山岳の大にして且高きもの少し、主山脈は其北岸に偏し、且之に並行し以て日本海瀨戶內兩流水域の分界をなせり、而して之を貫くものは、只備後に發し石見に於て日本海に入る江川あるのみ、大山は休火山にして海拔一千六百四十米突、中國の最高點なり。中國山系の構造を見るに、主なるものは豁然たる皺波をなせる古生層及花崗岩なり、其他斑岩玢岩及安山岩あり、其排置を見れば長く東西に伸長し、全方向に大なる裂罅あるを明證す、又三疊系に層する砂岩及板岩ありて、備中川上郡成羽の近傍に於ての如く、不順に古生層の上部に沈澱す。又云中國に一帶の火山脈あり東西に趨り、其位置は專ら北部に偏在し、西は長門國より日本海に沿ふて若狹國に至り、猶北陸道より信濃國に入り、他の火山脈と合す、之を中國火山脈の本線とす、而して此東西線を橫斷せる支線數條ありて、大約南北に走れるが故に、本支線交叉の點に於て每に峻峰若くは大群巒を見る可く、且往時噴火の餘勢たる溫冷鑛泉は該山岳の近傍に現在せり。砂鐵鑛床は第四紀の新層中に在りて、元來の母岩より分離し更に沈積したるものに係る、即ち中國製鐵の原料は專ら是なり、元來砂鑛は結晶塊岩の一成分として、新古火成岩たる花崗岩、綠岩、玢岩、斑岩、玄武岩、安山岩中に含有せられたるものにて、此等母岩の敗頹するの際自ら分離したるものなり、去れば火成岩及び凝灰岩より成れるの地には、多少の砂鐵を見ざるものなけれども、採集に堪ゆべき產量あるは中國地方を以て最とす、是れ偏に地質上の關係より然るものと爲す。

省鄕五律二首　　山陽

闊踄辭旅店、褰足度山陽、殘雪二丹白、連峰三備蒼、
春寒麥苗短、日薄鬢煙長、心愧平生學、何謀滿歲荒、
求朋方北學、省母又西轅、坐轎累民力、移郵猶國恩、
遙雲迷雪色、初日泫霜痕、人語鄕音雜、方欣近故藩、

中國の名義始見等明晰を缺く、和訓栞には「山陽道を中國といへるは延喜民部式に見えたり、源直冬備後に居しを世に呼て中國武衛と稱する如き是なり」と述ぶ、村岡氏云、和訓栞は民部式に見えたりとあるも、是は遠國中國近國と流罪の等を分てる事を援引する歟、然れども延喜式に山陽道の一名を中國と載せし所なし。〇按に、南都本平家物語の行家室山合戰の條に、

平家は水島の軍より始て、所々の軍に打勝て色を直し、
中國勢共悉隨附、

とあり、然れども餘本に中國の字句なく、盛衰記にも見えず、蓋鎌倉武家以降の名目なるべし、足利直冬を中國武衛と云へることは太平記の中に見え、其以後のものには愈多く見えて山陽山陰を總稱したり。抑其名義は延喜式に「安藝爲近流」とあれば、流罪の遠中近の等科より出てし者にあらず、又諸國大中小の差等は各州各別なれば、其意義より出てし者にも非ず。或は說を爲して云ふ、古語に葦原中國と云ふは出雲を本據とし、其四傍に及へるならんと、此論說甚しき妄誕なり、出雲は根國底國又は下津國など、はた夜見國の別稱ありしを聞くも、彼國を特に中國と呼ひしとは謂ふべからず、神代卷に葦原中國とあるは、我日の本の大名にして即汎稱なり、文字の類似の故を以て古の中國と後の中國を混同するは無稽の業とす、且其言語の出處沿革を一考すれば、ナカツクニとチウゴクとは自ら異源別流の者とす。今その中國の始見未た事證を得ず、名義も亦臆斷に難しと雖、蓋鎌倉武家の比に起り、京都と筑紫の中間をば區畫して中國と云へるに由る。(鎌倉の制、六波羅を以て京都以西を領め、外寇の警ありしより筑紫に九州探題を置き、長門にも探題あり、此長門探題の所管を中國と名つけしにや、尙考ふへし)峰相記にも已に播州を中國と呼ふ。

山陰道　中國山系の北面諸國を云ふ、上古には丹波道と稱したり、山陰の名は成務紀に「山陰曰背面」と出で、北山抄にも曾止毛乃道とあり。

古事記、水垣宮(崇神)段に「此御世、日子坐王者、遣丹波國、令殺玖賀耳之御笠」とあるを、崇神紀には「丹波道主命、遣丹波國、以詔曰、若有不受敎者、乃擧兵伐之」と錄す、谷川氏即「此山陰道」と注し、本居氏は道主命日子坐王は父子の間なれは、二書一事を異樣に傳へたりと爲す。國郡沿革考は書紀に據り、

天武天皇十四年九月、巨勢朝臣粟持を山陰使者となし巡察せしむ、山陰の名始て此に見ゆ、
文武天皇の時、七道を定め、山陰道丹波但馬因幡伯耆出雲石見隱岐七國を管す、
元明天皇和銅六年、丹波を分て丹後國を置き、是に於て八國となる。

山陰の舊國は丹波出雲にして、出雲は殊に上古の傳說を存し、多く神代卷と相關す、日子坐王、道主命の經略亦

大に若ふべし。延喜式云、山陰道、丹波丹後但馬因幡、右爲近國。伯耆出雲、右爲中國。石見隱岐、右爲遠國。

山陽道

中國山系の南面諸國を云ふ、上古には吉備道又は西道と稱したり、山陽の名は成務紀に「山陽曰影面」と出で、北山抄にも加介止毛乃道とあり。(山陽山陰は古人センヤウセンインとも唱へしにや、センヤウと訓める證はあり)崇神紀「吉備津彦遣西道」とあるを、古事記、黒田宮(孝靈)段に「御子大吉備津日子命、與若建吉備津日子命、二柱相副而、於針間冰河之前、居忌瓮而、針間爲道口、以言向和吉備國也」と載す、其事例は山陰の丹波道に同じ。天武天皇の朝に、古備國を分ち備前備中備後と爲し、十四年九月、佐味朝臣少麻呂を山陽使者と爲し、國郡司百姓の消息を巡察せしむ、文武天皇七道を定むるに及び、山陽は播磨備前備中備後安藝周防長門の七國を管す、又此朝四年、周防總領吉備總領の官職見ゆ、七國を二分したりしごとし、元明和銅六年、備前より美作を割置し、是に於て八國と爲る。

山陽道は西國の大道にして、海陸並ひ通す、延喜式の制、筑紫太宰府より京に至るを大路とし、驛站の設備最厚し、西國とは本來筑紫西洲の名なれど、推及して中國四國に被れるも、此路程に由る、而も其交通は內海の航路を便利としたり、故に西國治亂興亡の大機は、主として內海の制爲如何に關係したり。

廐牧令義解云、凡諸道置驛馬、大路廿四、謂山陽道、其自太宰以去、即爲小路也、中路十四、謂東海東山道、其自外皆爲小路、小路五匹、使稀之處國司量置、不必須足、皆取筋骨强壯者充、毎馬各令中中戸養飼、若馬有闕失者、即以驛田收穫之稻市替。○延喜式云、山陽道、播磨美作備前、右爲近國。備中備後、右爲中國。安藝周防長門、右爲遠國。

(西國)

瀬戸內海

又瀬戸內或は內海と云ふ、山陽道畿內と九州四國間なる裏海にして、峽口四あり、西には下關海峽と云ひ、西南には佐賀關海峽と云ひ、東南に鳴門海峽由良海峽(紀淡海峽)と云ふ。

瀬戸內の名は本明石瀬戸に起り、其以西を內と唱へしに由る、然れども海洋の形狀より論すれば、其以東なる和泉灘(或は大坂灣と云ひ、難波海茅渟海同し)をも之に籠むるを可とす。○水路志云、日本內海は北と東は本州の南西岸、西と南は九州四國の海岸に由り包圍せらる、其形東西に長く南北に短し、長さ二百四十海里、幅三海里乃至三十海里、六區に分ち、明石瀬戸以東を和泉灘と稱し、夫より以西順次に播磨灘、備後灘、安藝灘、周防灘と稱す。(邦俗、播磨洋以下を瀬戸內と總稱す)內海は許多の島嶼、大岩、淺灘、隱險あり、而して其全海濵は約七百海里に亘り、濵上に著明なる市町村あり、又安穩且便利の錨地に富む。內海其東は紀伊水道に依り、南は豐後水道に由りて太平洋に通し、西は下之關海峽に由りて日本海に通す、而して東方大坂より西方下之關に至る迄沿海航業最も繁盛なり。內海は四季共に安全に航海し得可く、夜間と雖各所に燈臺の設あるを以て、常航路に於ては概して困難ならず、而して一の障礙は唯霧のみ。潮及潮流は未た充分に探知せられず。總て內海の潮流は紀伊豐後の兩水道に依りて太平洋より來る、其豐後水道より來るものは東西に分れ、其東流は備後灘の東口粟島附近に於て紀伊水道より來る所の潮と相會す、此潮齡を凡一日半とす。鳴門及友が島に於ける高潮は、本洲南岸に沿ふて來る所の西流(漲潮流)に由て成る。明石瀬戸に於ける高潮は淡路島の北東岸に沿ふ所の西流に由て成る。下之關海峽に於ける高潮は、豐後水道より來る所の西流に由て成る、然れとも伊豫以東備後灘に至る間の高潮は、豐後水道より來る所の東流に由て成る。

地學雜誌云、瀬戸內窪地は、大地裂罅間の深く凹落せし一地帶なり、地學上地溝帶と稱するもの即是なり、小豆島及四國北岸の屋島五劔山等に於て、第三紀に屬する安山岩質盤岩の、花崗岩上にありて殆と一地平面をなすを以て、其昔時陸續せし一箇の層たるを證し、加ふるに瀬戸內海沿岸に於ては、第三紀層の變動を受けしこと、中國北岸のものより烈しきを見れば、瀬戸內地溝帶成立變動は、地史上近時即この第三紀層沉澱後に至るまで、其餘波を及ぼせし事、論を待たざるなり。

(瀬戸內)　(內海)

丹波國

丹波國

東は山城、北は若狹丹後、西は但馬、西南は播磨、南は攝津とす、面積凡二百方里、七郡に分つ、其東北五郡は京都府治に隷し、西南二郡は兵庫縣治に屬す。地勢高隆にして山谷紛雜し、而も大嶽洪河なく、到る所の山野耕樵に可なり。大躰の區分桑田船井は畿內の水源にして、山城と相抱擁して一境を成す、天田何鹿は其水丹後に歸注す、多紀氷上は播磨と毘連す。

丹波は和名抄太邇波と注し、古書旦波にも作れり、固と丹後と一國たり、和銅六年相分離す、丹波は今丹後國中郡を起因地と爲し、名義は田庭の謂なりと云ふ。

丹波の舊姓は道主命の家を推して長貫と爲す、又蕃別丹波史あり、(姓氏錄云、丹波史、後漢靈帝八世孫、孝日王之後也)又播磨風土紀に丹波刀賣あり、(曰、播磨刀賣、與丹波刀賣、堺國之時、丹波刀賣、即屋神前坐建石命、以兵相鬪)。又國造本紀に云ふ「丹波國造、志賀高穴穗朝御世、尾張同祖、建稻種命四世孫、大倉岐命定賜國造」

(旦波)

と、此國造家は天孫本紀に參照するに、尾張丹羽郡の邇波縣の事にして、別に丹波國造あり、「建田背命、神服部連、海部直、丹波國造、但馬國造等祖」と見ゆ。然れども古史に道主命の經畧幷に其子孫の繁昌したる狀態を語るや詳ならず、惜むべし、續紀「延暦四年、丹波國天田郡大領丹波直廣麻呂、居職匪懈、撫民有方」と見ゆるは、建田背命(火明命之後)の子孫なるべし。

丹波志云、一書に丹波は王政附庸の國なりと錄す、王政附庸とは天子登極、大嘗會を行はせ玉ふ時に、悠紀方主基方の供御を近江丹波に定め玉ひ、又人夫の課役は畿內に幷べ取用ひたることあり、かくの如きを以ての謂ならん、但今の京に遷されて後の事なり、抑丹波は主基方供御の料國にして、九條家これを司り給ひ、洛陽に叢雲大嶋を搆へ給ひ、租稅を納めさせらる、されば國內に永澤內藤酒井新庄位田是れ其庄司なり、下司には萃田大芋(水村尾上)中澤鷲尾小島等あり、丹波の士は承久三年官軍に屬し敗軍、後北條が爲に領知沒收せられ、其闕所を受得て東國より新に移り來るもの多し、其後足利尊氏公の恩賞を蒙りたる族もあり、又應仁の亂に中國の士來り住するあり、或は永祿中近江の士遁れ來れるあり、是皆武家の所爲にして、曾て朝廷より恩賜あるに非ず。○按するに丹波は、建武中興、參議源忠顯を國司に任し、碓井盛景守護代となる、足利尊氏の反する、仁木賴章をして州內へ徇へしめ、賴章の子義尹を以て守護となす、正平中、山名時氏吉野に皈順して本州を略定す、既にして山陰諸を以て畔き、足利義詮に降り、因て守護を領す、時氏卒して第四子氏淸職を襲く、元中八年、謀反して誅に伏す、將軍義滿、細川賴元を以て守護となし、子孫に傳へ世京師に居り管治す、大永中に至り、八上城主波多野植通、細川高國の令を奉せず、近郡を鈔略し遂に自立して州主と稱す、傳へて秀治に至る、天正七年、織田信長其將明智光秀をして來たり伐たしむ、光秀秀治を誘殺し悉く州內を平らぐ。(丹波丹後は通して丹州とも云ふ、又但馬を倂せ稱して三丹と云ふことさへあり、南丹と云ふは丹波の別名にして、西丹波と云ふは多紀氷上の二郡の特稱とす)

（丹州、南丹）

氏族志云、丹波氏、史姓、系出彌主宏八世孫孝日王、又有宿禰姓、出自郡賀使主(西宮記)醍醐帝時、有左大史丹波宿禰条行、圓融帝時、丹波天田郡人丹波康賴、以善醫[1]醫針博士、賜宿禰、孫忠明、又善醫、爲典藥頭、改賜朝臣、子孫傳業、世有聞人。(丹波系圖)

桑田郡　附船井郡

桑田郡

丹波の東部にして、保津(桂川)和知(由良川)二水の源とす。山嶺縱橫に馳走し、非常の峻峰なしと雖、平夷の野に乏し、南桑田は稍平坦と稱すと雖、龜岡附近二里許の肥沃を見るのみ、船井郡は本郡の中腹に依附す、蓋桑田の分地のみ。

桑田の名は垂仁紀仁德紀に初出し、又山城風土記に據れは、鴨建角見命の妃神野媛の故里とす、又繼躰紀に「小泊瀨天皇崩、無繼嗣、大伴金村大連議曰、今足仲彥天皇五世孫倭彥王、在丹波國桑田郡、迎立爲人主、倭彥王遙望迎兵、懼然遁山壑」と見ゆ、其故跡今詳ならず。和名抄、桑田郡、訓久波太、十二鄕に分ち、國府の所在とす、山陰道の首驛に當り、地勢直に京師の背に居るを以て、歷史の觀察に於て、畿內と其揆を一にす。

桑田は其名義自ら明白なり、但古訓は久波波太なるべし、雄略記に「詔、宜桑國縣、殖桑、又散遷秦民、使献庸調」とあるものは、當に本郡名の事證に援引すべし。

桑原の里のひきまゆひろひ置て君か八千代のきぬいとにせん、(重之家集、大嘗會の歌)

南桑田郡

明治十二年、桑田の南方を割き一郡と爲す、面積凡九方里、今人口三万八千、一町十七村、郡衙は龜岡に在り。

桑田鄕

和名抄、桑田郡桑田鄕。○今篠村なるべし、大字山本に桑田神社あれば也、國郡考に桑田鄕は國府の在所にして、龜山(即龜岡町)に當ると云へど、疑ふべし。

桑田は垂仁紀に「昔丹波桑田村、有人名曰甕襲」云々の奇話を錄せる地なり、曰く「甕襲家有犬、曰足往、是犬咋山獸名牟士那、而殺之、則獸服有八尺瓊勾玉、因以獻之、是玉今有石上神宮」と。また玖賀媛の墓ありと云ふ、(墓所今詳ならず)仁德紀云、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等曰、朕欲愛是婦女、苦皇后之妬、不能合、以經多年、何徒棄其盛年乎、播摩國造祖速待、賜之以玖賀媛、副速待、送遣於桑田、則玖賀媛發病、死于道中、於今有玖賀媛墓也。(龜岡の南部に荒塚といふ大字あり、玖賀媛歸葬の地にあらずや)

桑田神社

神祇志料云、今山本村字桑田にあり、浮田明神(今請田と書けり)と云、(山本村古水帳鹽魚丹波志草稿)大山咋命を祭る、(請田社傳記土人傳記)傳云ふ、上古此國湖海なりし時、出雲大神御伴の神八神を率て此に至り、水を治る事を議り給ふ、大山咋神卽鋤を以て山を鑿ち磐を劈き水を決給ひしかば、湖涸て國成りき、後人其鋤を靈形として之を祭る、大山咋神は所謂御伴八神の一也。(參酌鍬山神社記請田社傳說羅山文集土人傳說)

村山神社は今篠村大字森に在りて、村山大明神と云ふ、桑田神社と共に延喜式に列せる官社なり。

[1] 氏

大枝（オホエ）

延喜式に載する驛名にして、丹波の道の口に當る、蓋後の篠村宿にして、卽大枝山の西北麓とす。大枝山は桑田乙訓(山城)兩郡の堺嶺にして、今隧道を通ず。大江山又は老坂（オイノサカ）と云ふ、(乙訓郡に出つ)金葉集に

大江山生野の道の遠ければまだふみも見ず天の橋立

とある是也、生野は天田郡に在りて丹後の橋立に赴く通路とす、夫木抄、顯昭法師の「君が代にあふうれしさは大江山ます井の水のたゝじとぞ思ふ」とよめる增井も此邊ならん、主基方桑田郡の名所とす。

老坂　　山陽

纔過一坂是丹波、昨雨乾時泥雜沙、燕語呢喃留客住、李花林裡十餘家、

篠村（シヌムラ）

今王子（ワウジ）、山本、森、淨法寺（ジヤウホフジ）、馬堀等の諸村を併せ、舊に依り篠村と云ふ、北は保津川に至り、西は龜岡町に接す、東南は大枝山の嶺脈を以て山城國乙訓郡と相限る。

篠村庄は東鑑に見え、山陰道大枝驛の廢したるより篠村宿の名起る。元弘三年、足利高氏此驛に至り旗を建て、敕命に應ずと聲言し、兵を引きて京師に還り、遂に六波羅府を攻陷す、其事太平記に見ゆ、是より先に六條忠顯太田守延等、静尊法親王を奉じ、篠村に旗をあげしも、戰利あらずして散じたり。

篠村八幡宮（シヌムラ）

篠村に在り、足利氏の義軍を擧けたる故蹟なりければ、室町幕府の時、殊に崇敬せる祠堂なり。蓋篠村庄文治中延朗上人の領知と爲り、上人は源家の一族なりしを以て、男山八幡を庄内に勸請したる者ならん。史徵墨寶考證云、吾妻鏡、文治二年、被充申丹波國篠村莊、於松尾延朗上人、本是三位中將重衡卿所領也、彼爲義經之勸賞地、而豫州奉寄附上人云々、此上人者多田新發滿仲八代苗裔、對馬太郎義信(對馬守義親男)男也、と見えてもとより源氏に緣故ある地なれば、八幡の鎭坐も故なきにあらず。(同書建久三年の條には、將軍家の妹費門能保室の家領廿所の一に篠村庄又見ゆ、元亨釋書云、源延尉義經、以篠村庄爲延朗衣盂資、朗拒焉、延尉强之、不得已而受、然不課稅、先免三年租、後或有輸者、朗曰衆民之中若有唱一万彌陀之號、免一石之租、以故民家殷富、戢朗恩惠)

敬白　立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎭護、我家之廟神也、而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉、依之代々滅朝敵、世々誅凶徒、于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世、被成綸旨之間、隨勅命所擧義兵也、然間占丹州之篠村宿、立白旗於楊木之本、有一之社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵成就之先兆、武將頓速之靈端也、感淚暗催、仰信有焉、此願忽成、我家再榮者、令莊嚴社殿、可寄進田地也、乃立願如件、

元弘三年三月廿九日前治部大輔源朝臣高氏　敬白

難太平記に、丹州篠村八幡宮の御前にて、御旗揚給ひしに、御願書を引田妙源書とはみえたり、同時に兩御所の御上矢を一ツ宛神前に被進しに役人二人有けり、一人は一色右馬介、一人は今川中務大輔也とあり。益軒西北紀行云、大江　今老の坂と誤る、嶺より少西に地藏堂あり、其少北に山城丹波の堺あり、此より十五町許下り、王子（ワウジ）村にくらかりの宮とて小社あり、篠村に至れば八幡宮あり、尊氏此社に於て願書をこめ、供にありし軍士共矢を納めし所を、矢塚と稱して社西に小墳あり、愛宕山を北にのぞむ。

國府址（コフ）

今詳ならず、篠村もしくは龜岡の邊に求むべきに似たり。和名抄「丹波國府、在桑田郡、行程上一日、下半日、管六郡」とあり、一說龜山とも、又屋賀（ヤガ）とも云ふ、屋賀は今船井郡本庄村の大字とす、凡諸國府址の隱蔽、其最早くして後世に傳ふる所少きは、山城大和攝津等とす、丹波も之に類す亦一特例と謂ふべし。

丹波道中　　江村　愚亭

野水東流夕日西、煙山嵐嶂碧高低、王孫草色連天遠、帝女桑條與屋齊、柳絮地塘穿浪鴨、菜花籬落浴沙鷄、恰逢村店醪醨熟、兩袖春風路欲迷、

三宅（ミヤケ）

今龜岡町の大字と爲る、篠村と龜山市街の間に在り。延喜式三宅神社は今の稻荷明神と云ふもの是也と、案ずるに安閑紀に丹波國に蘇斯岐（ソシキ）の屯倉（ミヤケ）を置かれしこと見ゆ、蘇斯岐後世に聞ゆる所なし、卽此にあらずや、又此三宅は舊桑田鄕の所屬にして、國府の位置にやとも想はる。

(蘇斯岐)

龜山城址（カメヤマ）

龜岡町の東北に在り、東西十町南北五町、北方は段をなして水田にのぞみ、南は平に市街に接す。天正七年、織田氏の將明智光秀、本州を賜與せられ之を起す、十年五月、光秀兵を龜山に集め、六月朔彼半部署して急に京都に向ふ、(京都の西五里)遂に本能寺を圍み其君信長を弑す、十三日光秀山崎に敗死するや、其留守の兵猶龜山に在りしも、支ふること能はずして散ず。豐臣氏の時、丹波少將秀勝の管治に屬し、秀勝の死後本州は其舊部將に分賜せられたりと雖、龜山は誰氏の城邑たりしや詳ならず、德川幕府に至り沿革明白す。

慶長十四年、岡部内膳正長盛龜山へ入部し、江戶將軍の命を以て其壘壕を修め、山陰道の要衝を扼す。元和七年松平右近將監成重、寬永十一年、菅沼織部正定昭、慶安元年、松平伊賀守忠晴、貞享元年、久世出雲守重之、元祿十年井上大和守正擧、同十五年青山因幡守忠重。寬延元年、松平(形原家)紀伊守信岑より以後五万石、以て明治維新に至る、維新の際本城市は勢州龜山と同名相渦るゝを以て、改めて龜岡と云ふ。

龜岡（カメヲカ）　舊名龜山、今龜岡町と云ひ、三宅、矢田、餘部、荒塚、追分、宇津根の數村を合併す、即龜山の舊城下にして、現北桑田郡治とす、戸數二千、鐵道は京都七條より(嵯峨を經て)此に至る凡十三哩。

地學雜志云、龜岡の櫻天神社の近傍に、粘板岩の花崗石に接して變化したる鑛物ありて、其切口の形ち六角形を呈し、開ける花に似る所あるを以て櫻石の名あり。○龜岡の西北大字宇津根(ウツチ)の寶藏寺に延喜式伊達(イタテ)神社あり。

矢田（ヤタ）　今龜岡町の大字にして、上中下の三に分れ、市巷の南方なる山際に居村す、延喜式鍬山(クハヤマ)神社此に在り。○神祇志料云、鍬山神社今上矢田村に在り、鍬山大明神と云、郡中の大社也(〔神名帳考丹波式新考證〕)出雲大神を祀る、傳云ふ、上古大神天下を見巡り國造りし給ふ時、泥海山を埋め悪獸民を傷ふ者あり、大神即率る所の八神と黑柄(クロカラ)嶽に登り、水を治るの方を議り、神自ら鍬を取り水勢に從て浮田の峽を洞開て、水を決し給ひしかば、泥海自ら涸て桑田既に藝べく、民其所を得たりき、因て鍬を以て靈形として之を祭る、(〔鍬山社記土人傳説〕)出雲大神は即所造天下大名牟遲神也。(〔古事記出雲風土記〕)

(鍬山)

漢部郷（アマルベ）　和名抄、桑田郡漢部郷。○漢部本書に注を缺く、阿也邊とよむかと思はるゝも、今其名を聞かず。丹波志小川郷の南宗部佐伯二郷の東に漢部を畫けば、余部(アマルベ)村の邊に當る、按ふに漢は古書に漢河と連ねて天河(アマノガハ)と相通ず、即阿萬と訓む、故に阿萬留にも假る。(艮理留行の音は助音なれば、省略添加一に其便に任する は本邦言語の原則とす)和名抄に「發名苑云、天河、一名天漢、今案又一名漢河、一名銀河、和名阿萬乃加波」と注したり、又國郡部、備中國有漢郷を字萬と注したり、其漢字は阿萬と云ふに假りて二音同韵なれば上略したる也、又播磨國にも漢部郷ありて後世之を余部郷と曰へり、漢部は即阿萬留倍なれば也。○本郡漢部郷の舊域は即大抵今の龜岡町にあたる。

(余部)

丹波國宮社考に、延喜式走田(ハシリダ)神社は走田郷餘部村に在りと、余部今龜岡町へ入る、走田も地名なるべし。

宗部郷（ソカベ）　和名抄、桑田郡宗部郷。○今曾我部村是なり、龜岡の南に接す大字中村、寺村、法貴(ホフキ)、春日部、穴太等あり。姓氏錄に宗我部蘇宜部ありて本州天田多紀二郡に同名の郷邑を見る、高山寺本には宗我部に作る、(土佐にも宗部郷あり)蓋その氏人の舊邑とす、大字春日部も之に同しきまなる舊邑ならん。康正二年殿錢引付に「拾貫文、赤松刑部太輔殿、丹波國春日部段錢」とあり。

(春日部)

穴太（アナウ）　今曾我部村の大字にして、龜岡町の西南一里に在り、歌枕名寄に穴憂(アナウ)里と錄すもの此なり。

音にきく穴うの里や是ならん人の心の名にこそありけれ、

菩提寺（ボダイジ）　延喜式小幡(チハタ)神社今穴太に鎭座し、小畑明神と云ふ。

又穴穗(アナホ)寺と云ふ、丹州の舊藍にして西國三十三禮所の一なり、穴太に在り、今天台宗を奉す。本寺本尊は藥師如來、慶雲二年左大弁大伴古麿の建置と稱す、應和二年宇治宮成また觀音の靈像を此に置き、殊に驗佛と稱せらる、後世札所第二十一番の大士と爲す。壒囊抄云、三十三所とは何ぞ、(中略)第十九番穴太寺、三尺正觀音金色、三間四面の堂、是久安六年參詣の次第に由る。○按に菩提寺觀音の靈驗は、扶桑略記、法華經驗記に出てゝ、釋書之を述ふる所あり。略記云、應和二年、桑田郡宇治宿禰宮成、依婦女勸、企造佛思、則同郡菩提寺、字穴穗寺、觀音像是也云々。釋書云、工感世、以造佛像爲活、餘暇讀法華、又誦普門品、波州桑田郡、有字治宮成者、命世刻觀自在像、已成、受錢帛歸洛、宮成忽念其財、追及大江山、殺世奪財而歸、後拜新像、肩上割、瘡血流凝地、宮成惟怖、使人馳都、見世、世無恙、宮成驚惋、急詣工家、返奪財、備言所以、世曰我於大江山逢賊掠財、辯然歸家耳、大悲尊代吾受刑也、二人執手感嘆、自是二人盟親友、于時應和二年、其像今在菩提寺、俗曰穴穗寺。

(穴穗寺)

金剛寺（コンガウジ）　京華要誌云、穴太金剛寺は曆應年間佛國々師草創、延寶中再興す、臨濟派天龍寺に屬す、天明の比京師の畫工圓山應擧この寺に寓したれば、多く其所製の繪畫を藏むと。

田能（タノウ）　今樫田(カシダ)村と改む、篠村の西南、曾我部の南東なる山村にして、乙訓(山城)三島(攝津)二郡に隣接す、東寺文書、正和三年丹波國田能庄七條院領と云ふもの此ならん。

別院（ベツホン）　今東西の二村に分る、田能の西宗我部の南なる山村にして、攝州三島能勢の郡界に至る、東別院村大字東掛(トウゲ)は龜岡の南二里半、芥川(三島)に通ずる間道の驛次とす、溪水は或は北し或は南し、地勢紛雜す。(別院は舊庄號なり)

(東掛)

東加舍（ヒガシカヤ）　今本梅(ホウメ)村と改稱す、曾我部の西にして本梅川の源頭に在り、此川は北流船井郡に入り、園部を過きて保津川に入る。加舍は古の賀舍庄にや、船井郡にも賀屋の地名遺れり。

賀舍莊は山州法性寺内報恩院領にして、月輪殿草創、峰殿置文をのこし「供僧六口一人分六十石、丹波國賀舍庄」云々と桃花蘂葉に見ゆ。

(賀舍)

千箇畑（センガハタ）　今畑野村と改む、東加舍の西一里、幽谷の間なる孤村なり。法常寺あり、禪宗、僧文守開基、寛永十八年後水尾天皇勅建の由緒を傳ふる所とす。本郡は城州鳴瀧に隣接するを以て、亦同質の砥石を產す、東加舍の北なる宮前(ミヤサキ)村最盛に伐出す、皆研及用に供せられ、謂ゆる粘板岩なり、山元代金年々三四千圓に上ると云ふ。

佐伯郷 和名抄、桑田郡佐伯鄕。○今稗田野村吉川村是なり、龜岡町の西にして宗我部東加舎の北とす、中世以降佐伯莊と稱したり。姓氏錄「左京天孫、佐伯連、木根乃命男、丹波眞太玉之後也」と見ゆるは、正しく此地の舊姓なるべし、普通に聞こゆる大伴佐伯と全く異系の家とす、其始末を詳にせず。

稗田野神社 今佐伯村に在り、延喜式の官社也、近年佐伯太田等を合同し、神號に因りて稗田野村と云ふ、龜岡の西一里、北は大井村に至る。

地學雜志云、佐伯村の滿俺鑛は、本村の西南に方り、一小溪流の東側山腹に硅岩と互層して露白し、鑛幅不定なるも、最厚部は概するに三尺內外あり、鑛層は叉溪間を隔て其西側に連續せるものゝ如し、其一箇年間の產額は四萬八千貫目にして、山元代價五百圓なりと。(佐伯の西なる本梅の邊にも滿俺鑛ありと云ふ)

太田 今稗田野村の大字とす、鎌倉上杉家の宰臣に太田氏あり、本邑に出つ。太田家譜に據れば、源三位賴政の孫、右衛門尉隆綱丹波に移り、其孫資國太田鄕に居り、攝津守に補せらる、之を家祖とす、源六郎資淸に至り、將軍義敎に謁し、關東に赴き上杉家(扇谷氏)の宰と爲り、文武の名譽あり、子孫封侯を世々にしたり。

大井 近年、竝河金岐土田等を合併し大井村と云ふ、龜岡の北、太田の東にして、保津川の西岸に沿へり、延喜式大井神社此に在り、金岐は南北小の三大字に分つ。

(金岐)(竝河) 竝河の人竝河五一郎兄弟は、近世儒林の名家にして、其兄誠所(諱を永と云ふ即五一郎)享保年中友人關祖衡の志を繼き、五畿內志六十卷を撰述す、世に經濟有用の書と稱せらる、弟を天民と云ふ。

すべらきの千世の始に舂初むるなみかの村の八束穗の稻、(寬延大嘗會、丹波の稻舂歌)

小川郷 和名抄、桑田郡小川鄕、訓乎加波。今千代川村に大字小川存ず、大井村の北に接す、大井も本鄕の內なりし歟。應仁武鑑に伊勢伊勢守の所領「丹波國小川庄、四百五十町」と云ふは即此地とす。按に延喜式小川月神社ありて名神大と注す、三代實錄、貞觀元年授位の祠也、今千代川村の東岸馬路村に存す、蓋中世保津川の河道變遷して、月神社對岸の地と爲れりと云ふ。

川關 今千代川村の大字と爲る、川關の名は保津の堰關より出て、古より著る、丹波國主基所風土記、桑田郡の中に見ゆ。

益井水、川人里、愛敬岡、八千代池、稻舂岡、小松崎、神吉鄕、桑田里、穗津村、足穗村、竝賀村、川關津、石代山、星尾山、月呼森、鳥居村、千年山、(此風土記は原撰の時代知れず、中世大嘗會に際し注進せしものとす)

保津 今保津村と云ふ、龜岡の東一里、愛宕山下に在り、桑田船井の衆水此に歸注し、山峽を經由して更に山城葛野郡に向ふ、故に保津川と曰へり。康正二年造內裡引付に「參貫文、結城越後殿、丹波國穗津保段錢」とあるは此歟。

(穗津) 氷わる筏の棹のたゆければ持やこさまし保豆の山越、(山家集)

(保津川) 保津の山越と云ふは、近世嵐峽と稱し、其勝景を賞美する保津の下り舟の事なり、保津川は北桑田郡の奥大悲山に發源し、屈曲して衆水を容れ、此に至る凡二十里、山城國に入り大井川(又桂川)と稱し、淀川の一支源とす。○丹波志云、桑田郡山國谷弓削谷、竝に船井郡の山中より材木を伐り出し、之を世木殿田迄流し、此に筏を組換へて更に、保津の渡り場の下まで乘下す、(材木廿分一の運上にて其役所は宇津根村に在り其地を揚木場と呼ぶ、上役は龜山殿の家人下役は村民の中より勤む)每歲農時河水を堰留め田に灌く、因て八月十六日より翌年四月八日を限り筏を流す、延喜式曰「丹波國瀧頭津、雜材直、竝桴功錢者、五六寸歩板、一丈四尺柱、直各三十七文、榑一寸直七文、自同津至大井津、榑一材桴功錢一文半」按に丹波の材を嵯峨に下す始は、延曆十三年京を今の地に遷し玉ふ時ならん、瀧頭津即保津か、大井津は即嵯峨の木津ならん。○延喜式多吉神社是は瀧頭津の官社なるべし、神祇志料に之を向山(今北桑田郡大野村)の瀧明神に擬したれど從ひ難し。

(瀧頭津) 盛衰記、高尾の文覺法師の生立を叙し、上西門院の北面の下﨟、渡邊黨遠藤將監盛光の男、丹波國保津庄の下司、春木二郎入道道善之を養ひけるが、三歲の時父も死にけり、此孤子面張牛皮の童にて、心し太く制止をも用ゐず、目に餘たる不用仁なり、云々。

保津川、四月八日至八月望、禁舟查泝洄、
桂河源遠若銀河、八月尋來仙興賒、可恨還流秋未落、
天孫不許借星槎、　　篠　小竹

(遠津) 按に古事記開化卷に「迦尒米雷王、娶丹波之遠津臣之女、高材比賣、生息長宿禰王」とあり、遠津は舊訓トホツと云へど、其地を知らず、もしくはヲヅと訓みて保津の古唱にや、ヲヅホヅ相訛り易し、

川人郷 和名抄、桑田郡川人鄕、訓加波無土。○今保津村なるべし、丹波志にも保津の邊に標示せり、加波無土と注せるによれば河の津の義なるべし、俗語にカハドと呼ふに同じ。

千歲 今出雲尾口國分等を合同して千歲村と云ふ、保津の北、愛宕山下の村落なり、千年は山名に出つ。

(千年山) うごきなき千年の山にいとどしく萬世そふる聲のするかな、(榮花物語、長和の大嘗會歌)我君の流れ久きちとせ川浪靜なる世に仕へつゝ、(夫木抄)洞院攝政左大臣

千年山とは蓋愛宕山の西麓の別峰を云ふ、年山紀聞に、尾口村千年山の下なる東光寺の西隣に、安藤㬢翁が長松軒を營みて千年山八景の詞を撰みたる事見ゆ、寛永の比歟、貞享三年安藤朴翁の記に

日影のどかに、風歌かなる折は、智證大師千年の末もさよみし金仙寺の跡を拜みて、早く法の水の絶にしを悲み、聖海上人涙落しけん宮居に詣てゝ、其駒犬を尋ね、或はすそわの田井に根芹をつみ、露さ木陰にくさびらをかり、もしは國分寺を訪ふらひて禪門の商量をはげみ、愛太子の峰を攀ちて敎乘の議論をいさむ、云々。

國分　今千歲村の大字なり、蓋本州國分寺の遺址にして、地名之に由る。延喜式阿多胡神社は本此地に在りしを、中世山頂に移してより、愛宕山の名大に著れたりとも云ふ。神祇志料云、

今按、神祇拾遺、本社は古は平安城の北靈峰の東隣にましゝを、光仁天皇の朝に稱慶使今の愛宕山の地を開き移し奉る、仍て神役に仕奉る禰宜今に北山の麓に居て祭日のみ供奉し奉ると見え、本國桑田郡國分村愛宕神社の說には、本國より山城愛宕郡鷹峯の東に鎭座し、天應中今の朝日嶽に移す、この嶽當時桑田郡なりしが、今は山城葛野郡となれりと云ひ、互に異同あれど、本國より今地へ移せる事著ければ、國分村卽本社にして、今地は僧徒の勝軍地藏を本宮としける時に、卽其舊地を掠め社人をも逐却しものなるべし。

國分寺　今大字國分と毘沙の間に、草室一字わつかに佛を奉す、是卽天平布金の跡ならん、延喜式には「丹波國國分寺料四万束、文殊會料二千束、國成寺料一千束、鶴園寺料一千束」とあり、國成鶴園の二院後世其名なし、夙く亡滅せるならん。

出雲神社　今千歲村大字千歲の出雲の地に在り、國幣中社に列し、本州の一宮なり、龜岡の北一里半。延喜式名神大と注し、東鑑に「丹波國一宮出雲社者、蓮華院御領也」云々と見ゆ、卽出雲杵築大神を移し祭れるなり。

徒然草云、丹波に出雲といふ所あり、大社をうつしてめでたくつくれり、しだのなにがしとかや知る所なれば、秋の比聖海上人其外も人數多誘ひて、いざ給へ、出雲をがみに買もちえ付さんとて、具しもて行きたるに、各拜してゆゝしく信起したり、御前なる獅子狛犬そむきて後ろざまに立たりければ、上人いみじく感じて、あなめでたや此獅子の立樣、いとめづらし、深き故あらんと、涙ぐみて、いかに殿ばら殊勝の事は御覽じとがめずや、無下なりといへば、各々怪みて誠に他に異りけり、(中略)神官出て來て、さしより据ゑ直しければ、上人の感涙いたづらになりにけり。○神祇志料云、出雲神社は卽丹波の一宮也、(東鑑出雲社文書一宮記)和銅二年、神社を建られ(出雲社文書)弘仁九年名神に預らしめ(日本紀略)嘉祥二年留守所に勅して炎旱を本社に祈らしむるに、澍雨忽に降りき(左經記)元曆元年九月、源賴朝命を地頭玉井資重に下して、社領の濫行を停む、院宣に依て也(東鑑)正應五年正一位を授く、(後西園寺相國記)按、社傳に素盞嗚命稻田姬二座を本社とし、大貴巳命三穗津姬を上御前として四座なりと云り、然れど徒然草に大社を遷せりと云ひ、一宮記に大貴巳命二柱を祭ると云說を、古事記に合せ考へて之を訂せり、但し後々に杵築神は素盞嗚尊大貴巳命二座を祭ると云說ありしより、本社も二神に其姬神をも合せて四座としつるものなる可し、又按、和名鈔山城愛宕郡に出雲鄕あり、或は出雲井於神社あるは鴨社に由緣ありて聞ゆるを、よく考ふるに本國に當社あり、崇神天皇の御世に丹波氷上人氷香戶邊の小兒に出雲神の神託ありしは、出雲の杵築神に本社の由緣ありての事にもやあらん。

(出雲神社古文書)北條家下文、山名時氏入道へあて。

丹波國出雲社者元明天皇御宇和銅二年被立社壇以來神領所々御影山者(傍至指南別紙有之)一條入道太政大臣家(○藤原公經)重而被下知畢任寬基法師知行之例可有其沙汰之由依仰執達如件

天福二年三月廿三日　　相模守平判

武藏守平判

松尾神社（美濃田）　今出雲の北、旭村(舊名、美濃田)に在り、祭る所は山城國松尾大社に同し、延喜式に列せる官社也。

從御料所丹波國美濃田保並桐野河內村年中運送供御米以下事以伊勢守代印諸關渡上下向役錢無其煩可勘過之由所被仰下者仍下知如件

文明五年九月(集古文書)

馬路　今馬路村と云ふ、千歲の西に接し、保津川左岸の大村なり。馬路より千歲を經て、愛宕山水尾に出一京都に赴く間道あり、馬路とは今道の訛にあらずや。

荒部鄕　和名抄、桑田郡荒部鄕。○今詳ならず、又荒部の名は他に例を見ず、千年馬路の邊、並に寺院などは舊鄕名を缺けど、未たいづれと定め難し。

池邊鄕　和名抄、桑田郡池邊鄕。○今詳ならず、或は疑ふ今船井郡に入る歟、馬路の北、地の西に池塘あり、其邊を池尻と字し、富庄本庄の二村の中に池邊鄕の舊地混在するごとし、延喜式に「桑田郡氷室一所池邊」とあり、今も富庄村に氷所の大字あり、亦徵據に足る。

神野神社（氷所）　今船井郡に入り、本庄村大字觀音寺に在り下鴨宮と云ふ、蓋神野を轉して觀音と爲し、以て神佛を混信したる者にして、賀茂建角見命の祀神野の伊加古夜姬を祭る(山城の下賀茂社を參考すべし)延喜式に列したり。

屋賀（ヤカ）　今船井郡に入り、字戸村、西田村と合同して本庄と改む。地志提要に桑田國府の故址此に在りと爲す、按ふに屋賀は家宅の義にして、古の官舍庄院なとの稱なるべし、第三宅と云ふに同し、延喜式本郡三宅（ミヤケ）神社ありて本國官社考證に所在不詳と爲す、疑ふらくは是れ屋賀の鎭座ならん、大和の諸郡に御縣神社ありていつれも郡中の重邑に鎭座せる事想ふべし、然らは屋賀を古國府と爲すも其以なきに非ず。（此地は和名抄、桑田郡池邊郷なるべし）

横作郷（ヨコツクリ）　和名抄、桑田郡横作郷。（今詳ならず、[illegible]註を缺く、與古都久理とよむ歟、延喜式に本郡[illegible]神社あるを見れは、横佐の誤にて、與佐とよむにや。高山寺本には横作を缺く。

北桑田郡（キタクハタ）　明治十二年、桑田の北偏舊山國（ヤマクニ）莊の地を割きて一郡と成す、山谷凡十五方里を占め（今十三村に分つも花背（ハナセ）は城州愛宕郡へ入る）保津和知二水の源頭とす、然れども人口寡少二萬二千を數ふるのみ、郡衙は周山に在り。

有頭郷（ウツ）　和名抄、桑田郡有頭郷。○今宇津、周山（シユウザン）、神吉（カミヨシ）、細野等四村の地是なり、愛宕山島嫌山の北に方り、西は船井郡、東は山國郷に至り、方二三里の山谷を占む。

（宇津）　史徴墨寶考證云、桑田郡宇津庄は、源賴朝の父義朝の私領たりしが、平治の亂に沒官せられ、平家の所領となり、神吉八代明田志摩刑部等の郷を副加して、一圓の莊號と爲し、吉富（ヨシトミ）莊と曰ふ、大納言藤原成親之を傳領し、後白河法皇の御願法華堂に寄進せり、賴朝氏に兵を擧げて平氏を討し義仲を誅し、俊寬抽賞の日に、宇津の莊は相傳の私領たるにより、神護寺に寄進す、但副加の諸郷は相傳の義に非さるを以て之を除けり、（今八代（ヤシロ）明田は周山村大字と爲り、志摩刑部は船井郡に存す、神吉（カミヨシ）は周山の南に接し、更に高雄山神護寺の嶺背に居る、細野は神吉の西にして、周山より京都に通ずる山路に當る、神護寺記に、宇津細野は高尾寺領の由見ゆ）

（神吉）　神吉にゆふときりしでて君が代をちよとも祈る神吉のさと（嘉永元年大嘗會、丹波國風俗歌）

周山（シユウザン）　今周山村と云ふ、保津川上游の山村にして、京都を距る五里半、園部を去る五里、今北桑田郡役所を置かる、周山より北峠路八里にして國境を踰え、尚五里にして若州小濱港に至るべし、

丹波志云、周山の山上に天正中明智光秀が築ける城塞の跡を遺す、是れ光秀已を周武に比し、主君信長を殷紂に比せしより起れる名なりと、然らば勝母緑措と類を同じくすべきものか、然れども其境は頗る佳趣あり、この村の四面皆山、人烟甚た多からすといへども、民屋鱗次し行旅四方より集る、此邊總て山國と稱す、未た此處に入ざる者は深谷無人の境と謂るも、嶮を踰ゆれば樂境に入る、人或は小桃源に擬す。

山國郷（ヤマクニ）　和名抄、桑田郡山國郷。○今山國村黒田村及び花脊（ハナセ）村是なり、即保津川の源頭にして、山中方六七里の地積に渉る、其東北隅に大悲山あり、知井山と相連接し、本州と山城近江若狹の交界點に當る。中世は山國莊の名あり、應仁武鑑に將軍家御領山國庄二千百十四町と載す、蓋二千餘町の田土は今の北桑田一圓を總べしものにして、和名抄本郷の地に止らざるべし。延喜式山國神社は、今山國村大字鳥居（トリヰ）に在りて、一宮大明神と呼ぶ、周山村の北東一里とす、鳥居より大悲山に至る七里許。

（鳥居）

常照寺（ジヤウセウジ）　山國村大字井戸（キド）に在り、（鳥居の東北二里半）臨濟宗の一本山にして、光嚴院の上皇[illegible]開山、[illegible]御[illegible]此に在り、[illegible]し、故皇の遺し玉へる黄金佛以下の寶器猶存す。

（井戸）

山國陵（ヤマクニ）　山國[illegible]寺に在り、光嚴天皇[illegible]なり、後花園後土御門二帝、御分骨を此に奉葬す（大日本史、京[illegible]要誌）

山陵志云、光嚴院天皇陵、在桑田郡之山國、太平記曰、初居伏見光明院、以其去京甚近、去[illegible]於山國、既崩焉、按山國村、有常照寺、即其火葬處、今猶存焉。

太平記云、法皇は諸國御斗藪の後、伏見の奥光明院へ御歸ありて、暫く御座ありけるが、中使[illegible]に訪りて松風に夢を破り、御臣常に參りて蘿月に[illegible]を妨ぐる程に、此も今は住み憂しと思召し、丹波國山國といふ所へ途を銷して移らせ給ひける「山[illegible]荒凉、[illegible]柴火宿煙、夜半[illegible]防寒氣、[illegible]三椀茶飲消風、[illegible]歩山[illegible]、一巻[illegible]甘閑味」給ふ、身の安を得る處即ち心安し、出づるに江洞あり入るに山川ありと、一乾坤の外に[illegible]して、[illegible]の上に光陰を送らせ給ひけるが、貞治三年秋に御不豫の事ありて、遂に七月七日に隱れさせ給ひけり、新院[illegible]後遍化の山陵へ御下ありて、御葬送の事ども取り賄ませ給ひて、後の山に葬し奉る。

黒田（クロダ）　今宮村片生（セリフ）等を合同す、山國村井戸の東北に接する山村也、城州鞍馬山の嶺に當る。

花背（ハナセ）　今黒田の東を花脊村と云ひ、城州愛宕郡の所管に歸す、此村即保津川の眞源なれば、地勢固より丹波に屬すべし、大悲山は花背の北に峙つ。

大悲山（ダイヒサン）　保津川の源にして、其山背の水は江州安曇（アド）川（高島郡）に入る、山中に峰定寺あり。雍州府志云、愛宕郡大悲山峰定寺、在鞍馬山之北六里許、始屬丹波、豐臣秀吉時、自斯山北至一里、爲山城界。丹波志云、峰定寺寺領に「丹波國桑田郡山國庄」とあり

(寶乘寺即大悲山峰定寺なり)

峰定寺(ホウヂヤウジ)　花背村大字原地(ハラチ)の東に在り、大悲山の南麓とす、天台宗寺門派、聖護院に屬す、觀音大士を本尊とす、寺說、鳥羽上皇勅建、平清盛奉行、僧西念開基。平安通志云、峰定寺本堂存す、七百餘年を經たり、仁王門又同時の舊構にて、九柱白木柿葺にして、深谷に向ひ懸造にしたり。○伊呂波字類抄云、久壽元年峰定寺建立、三間堂一宇、安置白檀三尺千手觀音、菩薩一躰、僧座下有石寶、滴水宛如清溜、以之供閼伽、仙院(鳥羽)御降誕命、奉請此像。○源平盛衰記云、法勝寺執行俊寛は福原へ召捕れしかば、北方(俊寛妻)に鞍馬の奥、大悲山に忍はせ給ひし。

弓削郷(ユゲ)　和名抄、桑田郡弓削郷。○今弓削村是なり、山國郷の西、有頭郷の北にして、一山谷を爲す、溪流を弓削川と稱し、南走五里にして周山村に至り保津川に入る。凡周山より弓削川に泝る四里餘にして深見峠あり、是れ保津川と和知川の分水嶺にして、小濱道路之に係る。○續紀、養老六年三月の條に、丹波國弓削部名麿と云人名見ゆ、本郷の舊族にや。

知井山(チキサン)　大悲山の北に連れる山脈に、知井三國(ミクニ)の嶺峰あり、即本州の東北限にして、近江若狹の交界に當る、八箇峰、知見峠は三國の西に峙ち、若狹の國境を成す、今知井山下の北村中村知見(チミ)等を合同し知井村と云ふ、和知川(末は丹後に在りて由良川と云ふ)の源なり。

平屋(ヒラヤ)　知井村の南西の山村なり、周山より若狹に赴く通路は、本村大字深見(フカミ)より知井村知見(チミ)峠を經由す。

宮脇(ミヤワキ)　(鶴箇岡)　今島村叔橋等と相合せ宮島村と改む、平屋の西に接す、周山の西北堺とす。宮島の北なる相野川の山谷に鶴箇岡(ツルカヲカ)村あり、曠遠の地を占む、其西北は頭巾山に至る、大野(オホノ)村は宮島の西にして船井郡界に臨む、和知川其源より此郡界に至るまで凡十里餘。

船井郡(フナキ)

桑田南北二郡の間の山谷と、和知川の山谷の一部とより成り、境域不整の郡邑とす、今面積十四方里、人口五萬三千、園部に治所を置し、二十二村を管す。

船井郡は延喜式に首出し其置郡の事舊史之を逸す、其地形を觀察して之を推せば、北桑田の分屬たる事疑を容れず、和名抄不奈井と註し、十一郷に分つ。

みつきもの運ふ船せのかけはしに馬の跡の音ぞたえせぬ、(風雅)(この船せは船井の說にや、船瀨てふ地は詳ならず)

生田氏巡回日記云、十月二十八日、發龜岡、數里山路崎嶇、落葉滿地、東風不成聲、村里多種木賊、青々如麥畦、田稻收穫、黃雲數里、如錦繡、社鼓喧闐、黃賀穫登也、地形時轉白平、林樹可植、田可耕、山水迤邐北陸、溪流屈曲到西京。

刑部郷(オサカベ)　和名抄、船井郡刑部郷。○今富庄(トミシヤウ)村に大字刑部存す、本郷は桑田郡池邊郷と相混亂したるやの疑あり、池邊郷の下に其說見ゆ、三代實錄卷八に「丹波國何鹿郡人刑部首夏繼、同姓[illegible]夏福等自言、先出自[illegible]坐命也」とあるは隣郡の事なれど同族の本郷にも住止したるにやあらん、一說曰佐部(ヲサベ)とぞ。

榊葉の色もかはらでけふよりは富の小山に千代をこそ待て、(夫木抄讀名寄)　匡房

(富)　刑部の邊は古名富庄と呼び、今其村名に遺つ、富の小山蓋此とす。大字氷所は和名抄、桑田郡池邊郷、延喜式池邊氷室の舊跡なり、其氷室明神に後世幡久明神を配祀したるにや、兩所宮と呼ぶ、幡久は延喜式船井郡幡日佐(ヲサ)神社といふに當る歟、一說幡日佐は幡の日佐氏の祖神と云ふ、又刑部郷の名義も、此神名によれば日佐の謂にて、忍坂部氏と相異なり。

船井郷(フナキ)　和名抄、船井郡船井郷、訓不奈井。○今新庄(シンジヤウ)村にあたるべし、刑部の北にして、保津川の畔とす、新庄村大字船枝に延喜式船井神社あり、今住吉明神と云ふ。

志麻郷(シマ)　和名抄、船井郡志麻郷。○今吉富(ヨシトミ)村八木(ヤギ)村是なり、保津川の西岸にして、桑田郡小川郷の北に接す。

(神田)　神祇志料云、三代實錄、元慶六年授位の荒井(アラキ)神、今志麻郷神田(カウダ)村に在り、荒井神は蓋延喜式志麻物部神社に當り、舊事本紀に見ゆる物部連の祖神とす。

八木(ヤギ)　今八木村と云ひ、鐵道車驛とす、八木の北なる鳥羽、廣瀨、神田、玉乙井の諸村今合同して吉富(ヨシトミ)と云ふ、吉富は舊庄號なり。(北桑田の有頭郷を參考すべし)益軒西北紀行云、八木村の西北の山に內藤法雲が城址あり、鳥羽(トバ)は驛次なり此に宿る、京より此まで八里あり、凡丹波は京に近けれど大江の坂一つ隔たりぬれば、民俗人家すべて大に變りて、いぶせく陋し。

(吉富)(鳥羽)

園部(ソノベ)　今園部村園部町の二に分つ、大字小山之に屬す、戶數一千、船井郡衙此に在り、又鐵道車驛とす。(綠岡の北九町)本梅川南方より來り、屈折して園部を過ぎ、東に赴き保津川に入る、故に園部の水運は吉富村大字鳥羽を以て河岸場と爲す。

(小山)

園部城址(ソノベ)　元和五年、小出伊勢守吉親二万六千石の封土を賜り、園部に陣屋を置き、世襲して近代に至る、(吉親は大和守吉英の弟にして、初め但馬國出石城に居る)市街の南なる丘陵を其址とす、園部は古書に見えず、小山莊と呼べるものゝ如し。

麻氣(マケ)　今麻氣(マキ)村と云ふ、園部の西南に接し、多紀郡界に臨む(延喜式の名神大社、麻氣(マケ)の神此に在り、新

（實人）抄格[illegible]に[illegible]國年[illegible]々封[illegible]事見ゆ）此村に大字实人・口人・口司等の名あり。[illegible]は大字竹井に在り、又大字大西の[illegible]山に[illegible]行[illegible]、覺行は白河帝の第三子、仁和寺に入り御[illegible]を相承したまへり、此に御[illegible]を傳ふる所以詳ならず。

野口郷 和名抄、[illegible]野口郷。今詳ならず、延喜式の驛名にも野口を載せ、大枝野口小野と次第するを見れば、今の埴生驛の邊なること推知すべし、則本郷は東本梅（南大谷中野等）西本梅等の地に當ることし。

埴生 今西本梅村と改稱す、龜岡より篠山に通ずる山路に當り小驛とす、園部の南二里、龜岡の西三里。

本梅川 南桑田郡本梅村（東加舍）より發源し、北流本郡に入り、東西本梅井に[illegible]を過ぎ、東に折れ園部を貫き、吉[illegible]村に至り保津川に入る、長凡六里。

木前郷 和名抄、船井郡木前郷。○今桐野庄村なるべし、大字木崎存す、園部の北に接する山村なり、高尾神[illegible]寺文書に建武二年、丹波國桐野河内郷井に弓削庄を[illegible]の事見ゆ、康正二年造内裏引付に「三貫文、伊勢[illegible]入[illegible]、桐野河内段錢」とも載す。（園部より木崎を經て、觀音峠（分水嶺）を踰え、檜山生野に向ふ、即山陰道なり。

（桐野）赤松記に「木崎に[illegible]居候[illegible]を被付[illegible]、丹波にて生れたる[illegible]子に家督をつがせ候はんとて、[illegible]御入候」とあり、又文正元年貢註文に「丹波[illegible]御年貢錢、合[illegible]、御年貢米、合[illegible]」とあり。○集古文書の和崎は私崎にてキサキと訓むべき歟。

丹波國[illegible]庄事、今度[illegible]抽合戰之忠節、且依御[illegible]、所有御[illegible]也、可令知行給者、大將二品[illegible]旨如此、

元弘三年癸酉三月三日　右少將[illegible]

鼓打郷 和名抄、船井郡鼓打郷。○今詳ならず、川邊村などにあたるか、本州の[illegible]に、大[illegible]（世に丹波栗と云ひ、新[illegible]記に見ゆ）をテテウチグリと呼ぶ、蓋鼓打栗の謂にして本郷の所産を以て良種と爲しくに因る、丹波志に「南手の上、さあれば手手栗の[illegible]なり」と云ふは採るべからず、西北紀行に「大[illegible]は[illegible]高崎の[illegible]より出て、之をテテウチ栗と曰ふ」と載す、高崎は高屋[illegible]、鼓[illegible]にあらずや。（一說鼓打は今梅田村なりと）

高屋 今船岡と合併して川邊村と云ふ、園部の北一里、保津川の畔に在り。康正二年造内裏引付に「一貫文、丹波國山田庄高屋村、佐竹和泉守殿、山田千次郎小僕十郎村上若万丸段錢」とあるも此歟。

船岡 丹波國主[illegible]所風土記に見ゆる地なり、其船井郡の名所は「西田村、八木村、鼓打村、布引瀧、朝倉山、紅村、船岡山、[illegible]井山、高岡村、高屋村、[illegible]森」等とす。

胡麻 今志和賀村を容れ胡麻郷村と稱す、保津西岸の一村なり。延喜式に「左馬寮、丹波國胡麻牧」とあるに拠れば、放牧の故により胡麻の名出つ、後世ゴマと呼ぶは訛なるべし。○延喜式、志波加神社は今志和賀に在りて、月讀明神と云ふ（[illegible]）

（志和賀）

田原郷 和名抄、船井郡田原郷。○今五箇庄村井に世木村なるべし、大字田原は五箇庄に存す、胡麻の東北なる山村なり。延喜式多治神社は即田原に在り、土俗多治明神と呼ぶも、其實多治と稱ふべきにあらずや、本[illegible]多治に作るは固より誤れりとす。

五箇莊 今田原の村名に呼ふ、五箇とは御家の[illegible]に[illegible]たり、東鑑文治二年の條云「[illegible]八大夫[illegible]、[illegible]五箇庄事、二品可令執申京都之由、及御沙汰、是入道[illegible]三位卿[illegible]也、[illegible]有[illegible]之後、[illegible]行之」と、此頼兼と云ふは太田氏の祖と相因む所あることし。

世木 今世木村と云ふ、其保津川の邊なる大字を殿田と云ふ、殿田は保津川河水[illegible]曲の[illegible]に寄り、舟筏の會集する所なり、凡大悲山國弓削有頭の谷、及び世木胡麻の山中より伐り出す木材は、殿田に至て大桴に組み、京都へ下すを常とす。

（殿田）

出鹿郷 和名抄、船井郡出鹿郷。○今竹野村の邊なるべし、園部の西北にして胡麻郷に接す、延喜式出石鹿石部神社は今須知村大字曾根に在りて[illegible]と云ふ、曾根は出鹿の[illegible]なるべし、（本國官社[illegible]）其例のあることとなり。

（曾根）

水戸 今竹野村と改む、水戸野峠は又[illegible]と稱し、須知と保津の分水界を成し、園部檜山の通路に當る、高[illegible]村も今竹野に屬す。

（高岡）君が代は高岡山の[illegible]田にまく苗代の種もつきせし（文政元年悠基方御屏風）

須知郷 和名抄、船井郡須知郷。○今須知村存す、高原村も是に屬す、竹野、檜山、三宮の諸村の水皆此に集し、北流して和知川に入る。西北紀行云、三戸野峠は上下一里あり、坂[illegible]からず、坂[illegible]上に民家あり、其所を[illegible]と云、俗に云、山椒太夫が[illegible]をすゑし所なりと、須知村、園部より二里あり、民家多し）曾根村印内村此西に紅[illegible]新田とて、民家少々あり、其邊に[illegible]野あり、紅野（或云呉生野）と云ひ方一里ありと、紅村は其名所なり、山内村あり是れ土佐大守山内氏の先祖の住めりし所なりとぞ、此邊[illegible]倉山椒多し、又[illegible]の小なるを[illegible]とんせうと云ふ。（按ずるに太平記に「志宇知、山内、芋毛の[illegible]ものども」又「[illegible]、志宇知、山内、[illegible]」と曰へり、天正中まで山内氏存す）

（紅）（志宇知）

檜山 今檜山村と云ふ、山陰道の問驛にして（一名橋爪）園部より此に來り、[illegible]の[illegible]に[illegible]、須知山に至り、又相合ふ、本驛の南方に藁野と呼ふ原野あり。檜山の大字井[illegible]に[illegible]寺あり、今[illegible]を奉ずれど、開基不詳、本尊大日如來、享保年[illegible]して[illegible]と[illegible]り、

（橋爪）

地方に著る。

三宮（質志）　檜山の北に接する村名なり、大字質志に三宮大明神あり、是即延喜式酒治志神社にして、村名亦之に因る。

宿檜山　野田　笛浦

影鵠横雲々行疾、雲行偶横月未出、天寒投宿萬山間、布衾如水夜如年、屈指十叢猶道路、嶙峋背搜高於山、客窓燈死風吹雨、驛外蕭々送馬蹄、

檜山の西は直に分水嶺とす、其嶺外に大久保村あり今梅田と改む、六人部川の水源なり。（梅田は今船井の管内とす）

和知　舊庄名なり、今上下の二村と爲る、檜山須知の北三里に在りて、方三四里許の山谷を占む、北に長老嶽峙ち、上林谷と相限る。東方北桑田郡より來る水流に和知川の名いるは、本村を通過すれば也、下和知村大字本庄を首里とす（園部を去る六里、西は何鹿郡山家に至る三里）（本庄）

和知川　知井山に發し西流、末は何鹿天田二郡を過ぎ、北に折れ丹後に入り由良川と云ひ、丹波國三大水の隨一なり。

城崎郷　和名抄、船井郡城崎郷。○今詳ならず、船井郡内にして郷名を缺くは檜山和知の二所あれど、いづれと決め難し、又本書餘戸の一郷あれど、是又其所を知り難し（木前と而複數）

船井河　主基所の歌詠に見ゆ、保津川の流を指せる歟。

萬代の數を積たる舟居にて廣き惠みを汲みて知ぬる、〔名谷〕

天田郡　附何鹿郡

天田郡　丹波の西北の地にして、和知川（音無瀬川）の山谷なり、北は丹後、西は但馬及び氷上郡、南は多紀郡に至る、境界稍整ふ。何鹿郡は天田の北東を割きたる者にして、地形もと相抱擁して離れず、今天田郡面積凡九方里、人口五万五千、一町二十村に分ち、治所は福知山に在り。

天田郡は續紀天平神護二年の條に初出し、和名抄安萬多と注し十郷に分つ。天田の名義は詳ならず、今曾我井村に天田の大字遺る、蓋郡名の起因地なるべし、中世の書には餘田に作るものあり。○大同類聚方云、神野藥、丹波國天田郡領鉾賀之家所傳方、元者伊賀古衣姫命之方也。

何鹿郡　船井郡西北にして、和知川の峽谷なる一郡也、其地天田郡の東北に並び、形勢全く天田の附庸たり、今面積八方里、一町十三村に分ち、人口四萬五千、治所は綾部に在り。

何鹿は古書に見えず、延喜式に載せ、和名抄伊加留加と注し、十六郷に分ち、往時は民口繁殷の邑たりしこと想ふべし。丹波志に此郡に斑鳩殊に多し、故に此名起れるならんと論じたり。三代實錄「貞觀五年、以何鹿郡佛南寺、爲眞言院、即付國司檢校」と、この佛南寺址今知れず。

山家　今山家村と云ふ、舊名或は鷹栖と曰へり、和知川に臨み山谷の間に民居す、綾部の東二里、船井郡界に近し、大字鷹栖に延喜式伊也神社あり。

山家塞址　鷹栖陳屋は谷氏の治所にして、之を山家殿と曰へり、谷氏は諱を大膳衛好と曰ふ、江洲甲賀武士なり、織田氏に仕へ、天正十年播州に戰死す、其子甚太郎衛友の時、丹波一万六千石を賜ふ、慶長五年の亂に衛友西軍に應し、田邊城を圍む、亂後赦解を得て故封を完くし、子孫世襲近年に至れり。（鷹栖）

賀美郷　和名抄、何鹿郡賀美郷。○今詳ならず、其上と云より推せば、山家などに當るごとし。

拜師郷　和名抄、何鹿郡拜師郷。○今上林の三村蓋是なり、山家の東北なる地にして、一山谷を成す、長八里横二里許。或は云ふ和名抄拜師郷は山家に擬すべく、賀美郷は上林に擬すべしと。

上林　今口中奥の三村に分つ、上林川は若狹丹後の國界なり三國嶽頭巾嶽より發し、西南流八里、山家に至り和知川に入る、口中奥の村落は全く其両崖に散布す、中上林村の大字八津合を郵便所とす。口上林村大字十根に延喜式珂牟奈備神社あり。（八津合）

みしまゆう肩に取掛神なびの山の榊をかざしにぞする〔千載集、壽永の主基方神樂歌〕

神祇志料云、延喜式若狹國遠敷郡許波伎神社、今丹波國に在り、按若狹大飯郡佐分利郷に許波伎谷あり、其所なる山神谷小萩森の嶺を堺て、丹波何鹿郡上林領と云、其麓に强木村あり、舊は此社山神谷にありけむを、丹波に祭りし故に、若狹神階帳に此神名を記されざるにやあらむ。

頭巾嶽　上林川の源にして、本郡と若狹國大飯遠敷の間に盤踞する峻嶺とす、頭巾嶽の西北に接して三國嶽あり。

綾部　今綾部町と云ふ、和知川南岸に跨り驛市を成す、福知山の東四里、又北舞鶴に通ずる間道あり凡六里、綾部は九鬼氏の舊邑にして、今郡役所を置かる、戸數一千。（京都へ二十里）

綾部塞址○九鬼豐前守隆季、寛永十年封二万石を綾部に賜與せられ此に治す、累代して明治に至る、隆季は志州鳥羽城主守隆の次子なり。（九鬼氏の先に天正慶長の交、別所豐前守吉治の邑たりき）

漢部郷　和名抄、何鹿郡後部郷、餘戸郷。○本書後部は高山寺本漢部に作る、神鳳抄に「內宮丹波

漢部郷附」とあるは此なり、漢部とは雄略紀に見え、秦氏の部屬にして漢織を善くせる民を云ふ、雄略紀云「散漢部民使獻庸調、又賜漢部、定其伴造」

三方郷　和名抄、何鹿郡三方郷。○今綾部町の大字に味方存す、和知川北岸にして、綾部の市街と相對向す。

八田郷　和名抄、何鹿郡八田郷。○今東八田(上八田)西八田(下八田)の二村に分つ、三方郷の北にして、其山谷の水は吉美村に至り、和知川に注ぐ、八田は其名の秦民の散漢伴比したるに由る者歟、漢部を參考すべし。

梅迫　今東八田の大字にして小鄉なり、山家綾部兩所より此に來會し、熊谷峠を經て舞鶴港に往くべし。梅迫の傍に大字安國寺上杉あり、上杉は足利尊氏を輔けて東國を治めたる上杉氏の由緒地、相傳ふ藤原重房嘗て宗尊親王に從ひ鎌倉に赴き、食邑を丹波上杉村に賜ふ、因りて上杉と稱し、子孫足利氏の外戚たり、尊氏の興る翼贊の功多し、重房は藤氏勸修寺家の庶流にして、修理大夫と曰ふ。

(上杉)

吉美郷　和名抄、何鹿郡吉美郷。○今吉美村と云ふ、八田郷の西南にして、和知川の北方とす、大字高倉あり、延喜式高倉神社は此に在るべし、夫木抄天仁二大嘗會の歌に高倉山をよめり、また主基所風土記に何鹿郡「吉美里、富稲川、長宮山、藤社、篠杜、若槻村」等の名を錄す、今一々其地を詳にせず。

天の下富の稲河のなればいづれの秋かうるはざるべき、(榮花物語、長和大嘗會の歌)

栗村郷　和名抄、何鹿郡栗村郷。○今小幡郷と合同し以久田村と改む、綾部の西北和知川の北岸とす、栗村庄は東鑑「文治二年、崇徳院御領、故宰相光能卿家領」と載せたり、今大字栗村の東に接し位田の大字遺る、位田は古代田制の一名目にて、謂ゆる別勅賜田の類とす。延喜式佐陀神社は栗村の大川明神是也、同式御手槻神社は位田に在りとぞ。(本國官社考證)

(位田)

小幡郷　和名抄、何鹿郡小幡郷。○今以久田村に大字大畠存す、大畠三宅、館村の邊是れ小幡の故域なるべし、栗村郷の北に接す、大字館村に延喜式なる赤國神社遺れり。

物部郷　和名抄、何鹿郡物部郷。○今物部村是なり、小幡郷の北にして吾雀郷と相連り、一山谷を成す。

延喜式須波伎部神社は、三代實錄に貞觀十一年物部簀掃神授位の事見ゆ、今物部の簀掃山に其祠存す、簀掃は本來地名にや、又簀部と云ふ一の部曲の號にや、延喜式に須波伎部とあるに據れば、部曲の名と思はる、或は伎の下に物字を脫したる歟とも思はる。

(簀掃)

吾雀郷　和名抄、何鹿郡吾雀郷。○今志賀郷村是なり、物部の東北なる山中にして、丹後の國界に接す、中世吾雀庄の名あり。

阿須々伎神社は延喜式の官社也、今志賀郷村大字南河内の吾雀明神是也。三代實錄云、元慶三年、丹波國言、慶雲見、管何鹿郡阿須々岐神社。

私部郷　和名抄、何鹿郡私部郷。○今佐賀村是なり、小幡郷の西南にして和知川の峽谷に在り、大字私市の名存す。私部とは本來后部の謂なれば、キサイツベと唱ふべきごとし、然れとも私部を敏達紀の傍訓に已にキサイチベと注す、後世專らキサイチと呼び、私市の二字を充つ。(河内にも同名あり)

(私市)

延喜式佐須賀神社、今私市に在り、私市の東に大字小貝あり、佐賀村の首里とす。

(小貝)

高津郷　和名抄、何鹿郡高津郷。○今中筋村是なり、大字高津存す、綾部の西にして(和知川南岸)高津郷の南とす。

中筋　今高津、大島等の諸村を合同して中筋村と改め、其西なる戸田、安國寺、石原等の諸村を改めて西中筋と云ふ、中筋とは近世私謂の郷名ならん。

延喜式、何鹿郡阿比地神社、今西中筋村の大字安國寺に在り、同地に大士閣あり、西中筋は近世天田郡の管内に入りしを以て天田三十三巡禮第一の札所と稱す。

(安國寺)

志麻郷　和名抄、何鹿郡志麻郷。○今詳ならず、延喜式にも島萬神社見え、本國官社考證に此社島間村に存すと爲せど、今島間の所在を知らず、後考を待つ。

文井郷　和名抄、何鹿郡文井郷。○今詳ならず、阿也爲とよむ歟、或は綾部を之に擬すれど、從ひがたし。

高殿郷　和名抄、何鹿郡高殿郷。○今詳ならず、多加止乃とよむべきごとし。

菟原　今菟原村と云ひ、大身、友渕を合併す。菟原の東なる梅田村は六人部川の源に居り、地勢天田に屬すと雖、今舩井の所管たり、郡界は梅田菟原の間に定めらる、又菟原の南なる草山村も今多紀郡に屬せしめらる。

大原　今川合村の大字なり、川合は菟原の西北に接し、大原は其北なる高燥地なり、又川合の大字に姫と曰ふ者あり、土俗訓みてユリと云ふ。丹波志云、大原大明神々秘ありとぞ、俗に大原神社に詣するを、大原指と云習せり、次門社へ先に參り、身を清め本社に向へば、筆に指てとく願成就すと。(神社啓蒙、山州名跡志に丹波大原社は伊弉冊尊を祭ると云ふ、即此歟)

(姫)

細見　今千東草山を合同し細見村と云ふ、菟原の西にして山陰道に當る、主基所風土記に千東橋と云ふは此地ならん、同書天田郡の名所、豐富村、花薗里、満岡、鷲杜、千東橋

(千東)

六部郷（ムトベ）（六人部）

和名抄、天田郡六部郷。○又六人部に作る、今上中下の三村と爲り、本郡の廣邑なり、東鑑元暦元年池大納言家領の一に丹波國六人部庄とあるもの是也。上六人部の東なる細見萬原は郷名を缺く、もしくは六部の屬域歟。

六人部は古姓にして二類あり、一は神別なり、姓氏録云「右京神別、六人部、火明命五世孫武礪目命之後也、攝津國天孫、六人部連、火明命五世孫建刀米命之後也」又同族に三富部あり、一は蕃別なり、同書云「和泉國諸蕃、六人部連、百濟公同祖酒王之後也」丹波志云、六人部庄は往時七箇村の稱にして、長田大内生野を下三箇と呼び、千束河合長谷(細見辻)萬原を上四箇と呼びたり、元祿年中分裂して二十七村と爲る。

姓氏録考證云、六人部は三富部と同言にて、本は美斗宿と云けむ、神鳳抄「尾張國三人部御園」あるも此氏人の住めるによりて負へる名歟、宮主秘事口傳抄に「六月卅日、節折、六人部居住西京、進寄等云々」とあり、節折とは篠を以て天皇の御長を量奉る與禮にて、六人部より其篠を献ず、蓋身度部の義に出つ、仁明紀「天長十年、右京人、音博士、六人部連某々」の名見ゆ。

生野（イクノ）

今萩原、三俣、岩崎等と合同して上六人部村と云ふ、山陰道の小驛なり、延喜式生野神社は大字三俣に在り、大内は生野の西なる村にして、今中六人部と曰ふ。生野は歌名所の一にして古驛なり、(延喜式には載せず)丹波志云、萩原に天鈿女の降臨したる地なりとて、雲田と呼ぶ所あり、歌名所とす。

別れにし程に消にし玉しひのしばし生野の野に宿りける、(元眞集) 天地のきはめも知らぬ御代なれば雲田の村の稻をこそつけ(千載集、主基方稻春歌)

丹波守に侍りけるこそ相語ひける女のもとに又人のものいひたるよし聞て還しける、

まことにや人のくるにぬ絶えにけん生野の里の夏引のいと、(夫木)

長田（ナガタ）（多保市）

今多保市と合同して、下六人部村と云ふ、生野の西北二里、六人部川(長凡八里)此地にて氷上郡竹田川を容る。長田は主基方の名所なり、増鏡、元暦の御べの歌に

神代より今日の爲とや八束穗に長田の稻のしなひそめけむ。

丹波志云、多保市は古の長田里にして、一社とて天神七代を奉祀る所あり、以下二三より七社は六人部郷内に散在す、善光寺は禪宗東福寺派の知識地にして、慶長二年、寶岩和尚建立、佛堂僧房數字あり、法林寺は淨土眞宗、[illegible]寺の舊蹟なり、乗[illegible]法師開基、後[illegible]天皇[illegible]を下賜せられ、後[illegible]寺と稱す、後世山城國愛宕郡出雲路郷に移し、近世に至り更に播州小濱村に轉じたり、正徳年中長田の舊跡に法林寺を再建す、乗[illegible]は一名淸[illegible]法眼、俗姓高橋、六人部の邑主某の子にして、母を[illegible]尼とぞ。

土師郷（ハシ）（雀部）

和名抄、天田郡土師郷。○今雀部村と改稱す、大字土師存す、六人部川此に至り和知川に合し、福知山市街の東北に向ふ、土師に天滿宮あり、蓋古の土師部の氏神とす。(高山寺本、土師を立部に誤れり)

丹波土師の事は雄略紀云「[illegible]土師連等、使進[illegible]朝夕御膳清器者、於是土師連[illegible]吾笥、仍進攝津山背伊勢及丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部」と、此地其故跡とす。丹波志に「土師郷は今雀部庄とのみ呼ぶ、古名を失ふ」と、和名抄本郡雀部郷あれど此地にあらず、三岳村に佐々木の大字あり、即彼處とす、此庄郷名共に雀部なれど、一地にあらざるべし、雀部庄と呼ぶも久し、盛衰記に佐殿頼朝が丹波の新庄本庄雀部宇津稲野等を高尾寺文覺上人に寄せられし事見ゆ、蓋土師郷の雀部ならん、此地東は何鹿郡私部高津兩郷に接す、一峰あり手白山と云ふ、愛宕神祠在り。(拜師に二大古墳ありと云ふ)

奄我郷（アムガ）（庵我）

和名抄、天田郡奄我郷。○今庵我村是なり、土師の北、和知川の東北岸にして、鬼城山の麓とす、大字猪崎、中村、池部、筈巻等あり、福知山市街の對岸の邑也。

神祇志料云、奄我神社、今筈巻村字御前山にあり、後之を奄我郷中村に移す、[illegible]大明神といふ(丹波志)蓋天穗日命を祀る(土人傳或作取但馬阿牟加神社傳說)寶龜四年盜供祭物を喰ひ社中に斃れたるを以て、本社を距る事凡十丈許の地に社を建て之を移し、(續日本紀)貞觀十四年、奄我神授位。(三代實錄)

鬼ヶ城山（オニガジヤウ）（猪崎）

庵我村大字猪崎の北峰にして、和知川の洪流其下を繞る、山頂北方は丹後國加佐郡に屬す、古來要害と爲したる所なり。丹波志云、鬼城は又鬼洞と曰ふ(岩洞ありて之に鬼神の栖所と爲す)織田氏の將明智光秀入國の時、久下長澤等の郷士此に籠城したることあり、猪崎の民家に細見氏の古文書あり、神三郎常見、藤三郎、筑後守等の數名へあてたる者にして、細川管領常桓(高國入道)道永(高國入道)より「土師の手白山(愛宕山)合戰に仁木赤井の[illegible]を破り生野の波伯部盛國の手に屬して働きたるを」賞贊したり。陰德太平記云、天正十年、丹波國住人赤井刑部少輔幸家、吉川元春へ使者を馳て申けるは、愛宕山へ楯籠り京都を目の下に見下して、諸所に手遣仕候はんに、必勝の術計、京都の合戰だに利を得候はゝ、逃る、敵の勞に乘て、安土山まで押入、織田の一族根を斷ち枝を枯し候はん事、何の難き事か候べきと勸申けり、元春頓て鞆の公方義昭公へ此儀を言上ありければ、公方何分にも元春能被計候へと台命有ける間、赤井等は元春既に領諾し給ふと聞きて大に悦ひ、丹波國鬼が城を取誘、元春の本陣とすべしとて、非々經營し不日に

成就せしかば、元春出張を今や遲しと待居たり。

宮津府志云、大江山の鬼の洞と云ふは福知山の領内なり、丹後與謝郡の千丈嶽、俗大江山の内に酒呑童子の出しところにて、一說茨木童子住めりといへり、史學雜誌云、丹波丹後の境に又鬼城嶽と云へる山ありて、一名大江山と稱す、宮津街道よりは東方に當れり、謠曲花月に花月か天狗に捕れて諸國の山信を經過するを述る中に「丹後丹波の境なる鬼か城と聞きしは、天狗よりも恐ろしや」とあり、又國盡し文にも「丹波丹後の境なる、鬼もやはらぐ敷島や」とあるも、此山を謂ふならん、丹波は山國なれは、作り物語に鬼の名所となすも、普通人情には相應の事なり。

なま臭き風音すなり山さくら、　嵐雪

いざ酒呑まうよ、お前は何々ぞ、頃しも秋の山の草、桔梗刈萱われもかう、紫苑と云ふは何やらん、鬼の醜草とは誰が附けし名なるぞ、げにまこと、丹後丹波の境なる、鬼か城も程近し、猶も頼もしや、頼もしや、飲みは數そひぬ、（謠曲大江山）

福知山（フクチヤマ）

今福知山町と云ふ、音無瀨川の左岸なる沖積平野に位置し、民家一千五百、丹波の一都會なり、俗に丹波の京と稱す、京都を距る廿一里、今天田郡の治所とす。（坂鶴鐵道の一驛にて、大阪を距る七十一哩）

福知山兵營（フクチヤマ）　大阪師團の所管にして、步兵聯隊なり、[illegible]立に近接し、山陰の要衝とす（營所は古城の西南郊に在り）

福知山城址（フクチヤマ）　天正十二年、羽柴秀勝を本國に封じ、府城を此に築す、杉原家次秀勝の輔臣たり、專ら其事を視る、文祿元年、秀勝卒し、小野木公郷福知山三万石を分封せらる、慶長五年、公郷敗亡し、有馬玄蕃頭豐氏之に代る、元和七年岡部内膳正長盛、寛永元年稻葉淡路守紀通、慶安二年松平主殿頭忠房、寛文九年、朽木伊豫守植昌以後代々三万二千石、大政維新に至る。○丹波志云、福知山は往古宗部郷の地域にて、其城郭を名横山と云ふ、市街は舊名木村（キムラ）又南岡と云ふ、天文の比荒木山城守氏村横山の塩上城に居る、則ち八幡社の地なり、荒木氏村は元は波多野家の臣なり、其後鹽見大膳頼氏と云人再築して之れに居る、改姓して横山大膳と云、此の横山氏はもと江州の人なり、永祿年中浪居して功労を顯し、堀村兒の段に移る、子信房氷上の波多野に仕ふ、明智光秀當國に攻め入り當城落す、宗部傳記には土師猪崎荒河安尾等に支城あり、按に光秀當國を切敷きたれども當城を築く間なし、光秀の死後豐臣秀吉下知ありて築かれ、養子羽柴少將秀勝當國主として濃州戸島より當城に移る、于時天正十二申年なり、宗部傳記に桑山修理大夫青木備兵衛（後紀伊守といふ太閤七人の番頭なり）の名あり、這は按ずるに一時に前せられし士か、杉原七郎左衛門家次同年當城六萬石領を給ふ、小野木縫殿助公知はもと波多野屬將に有りけるが、明智丹波入國の後は、織田豐臣兩公に仕て當城に移住す、後關ヶ原合戰の時に至て、石田三成に黨し、田邊の城細川藤孝を攻むる時隨一の將なり、細川忠興同年十一月十八日福智山に馳せ向ふ、小野木開城して自殺す。又云、福知山の城は町裏物持の土居即ち大川の堤なり、此所へ丹後國由良の湊より通船あり、鹽を積み川筋を上る、福智山より上に至らざる古例なり、柏原領戸田村に農業の爲め小船ありて、元文年中貨物を積み下したり、是れ古例なき所なり、依て福智山船持共之を押留め、以後船株となる。

丹州三家物語云、關ヶ原長、家康公御利運になりし時、細川越中守忠興申上けるは、小野木縫殿頭が居城福知山は、幸某が在所へ歸る道なれば通りかけに踏潰し、小野木が首を見て可罷通にて候と申されければ、家康公もさやう思召處なり、忠興心底たるへき旨仰有ければ、慶長五年十月十七日、福智山の城を取巻て、只一重にせめける、去る九月[illegible]田邊の城を責けるほど、其[illegible]深ければ、小野木の首を見るまでは日夜をわけじと下知せられける、此福知山の城、一の方よりさし出し池端に本城を取る、其下は乾が草とて東西引廻したる大河の内に堀をほり旋事幾尋といふ限なし、然るに事有て程く見えければ、細川家先手の人數われ先にと飛入ほどに、若干の人數溺死せり、うしろ堅固の城と見えたり、[illegible]を開きて南の丘より攻ける所に、忠興の舊友山田[illegible]はせ來り、扱に入ければ、小野木城を開つゝ、剃刀を染衣と成、上方へ退けるが、忠興猶は聽ず、又兵を追懸させ、龜山にて捕て、壽金庵と云寺にて無散腹を切せたり。

音無瀨川（オトナセ）

和知川六人部川、福智山の東に於て合同し、市街の東北を過ぎ、又屈折して東北に向ふ、凡福知山より河水を下る十里にして由良港に至る、福智川（フクチ）、又大芋川（オホモ）とも云ふ。

（大芋川）

わくも川一度すめるしるしにはけふぞ千年の初めなりける（夫木）

おくも川あらぶる神もなごむまで由布とりしでてみそぎをぞする（藻鹽）

宗部郷（ソガベ）

（曾我井）（荒木山）

和名抄、天田郡宗部郷。○今曾我井村井に福知山町にあたると云ふ、本郷は後世訛りて曾我井（ガヰ）と呼び、庄號に建てたり、古の郡家なりしにや、天田の大字も殘れり、丹波志云、大化年中、宗我部荒木山に、法道上人寺院を造立したりと傳へ、俗說に寺千軒とも荒木千軒と云ひ、其說種々也、後世山名其伯耆但馬の勢を率來て仁木義尹を攻む、仁木は堀村の内荒神山と云所に屋敷を構ふ、今仁木屋敷と字す、又要害を荒木山の上に構ふ、義尹の墓の所在は風呂の谷といふ、菩提樹あり其半丁斗隔の古墳に榎樹ありて荻野朝家（或は朝忠に作る）と云ふ人の墓なりとも云ふ。

荒木神社　福知山の南一里、曾我井村大字堀に在り、三代實錄、貞觀元年、預官社又延喜式に列す、今十二所權現と稱す。丹波志云、荒木十二社權現は兵火にかゝりて度々燒亡す、年久しく廢しけるを、寛文年中、吉川維足門人、中目楠兵衛修治、古記を考へ再興すと云ふ、今の社是なり、曾我井傳記と稱する書あり、曰く古天神七代地神五代を合祭せりと、十二神を祭りて權現と奉稱など、佛閣の說也、又長元壽永等の大嘗會に、主基方神遊歌によめりし神南山此所なりと、古の寺地寺號字に殘りて、法貴寺寶積寺など云ひ、今田畠となりて存す、按に上古神地にて荒木神社有り、後に法道仙人寺を此に置き權現など改稱したるならん、天正中福知山築城の時、荒木山寺の墓石々塔を運び取り壘壁に積みたりとぞ、又堀村に一宮明神あり、天田郡の一宮にして、慶雲四年麿子王の草創なりと傳へり。

(堀)

(一宮神社)

和久郷

和名抄、天田郡和久郷。○今曾我井村に大字和久市遺り、豐富村に大字和久寺遺る、蓋雀部の西、拜師の北なる一郷とす。丹波志云、昔鹽見政信鎌倉殿より和久庄を賜り、厚村(今下豐富村大字)の安尾茶臼山に居城すと、南に市寺正明寺、西に和久寺大門など、廢院の舊跡のこる。

太平記云、山名の被官小林民部丞は丹波へ打ち越えける、丹波には當國の守護仁木兵部大輔義尹かねて在國して、和久の郷に陣を取りて互に敵の寄るをぞ相待ちける、小林兵粮につまりて又伯耆へ引き退く。(正平十七年)南山巡狩錄云、正平十年正月桃井直常入洛してよりのちは、正平の年號を用ひて北朝の年號は行はれざりけり、足利直冬はこの程まで丹波國和久の郷に居給ひしが、廿二日大勢にて入洛なしたりける(按に和久市當時本郡の驛市にして山陰道の一要衝とす)

(和久市)

豐富　今上下の二村に分つ、福知山西方の山間に在り、下豐富の大字笹尾、正明寺、和久寺等は和久郷の舊域にして、其以西は拜師郷の地なるべし。

天照玉神社　今下豐富村大字今安に在り、舊丹波國造の祖天照國照彥火明命を祭る。丹波志云、今安大神宮は昔松平忠房、承應二年、神社の社壇を修造し、新開の地を寄付せられしときの棟札の裏書に「丹波國天田郡今安村大神宮、往昔自丹後國余佐郡、遷座於伊勢國之時、宿御於此、由是號今神宮云々」、或は古記を引て曰く、久安三年十月十三日癸卯、先日與謝[illegible]朝臣申て云、來る十七日氏神を拜せん爲め、丹波國に下向すと云々、按するに丹波氏天照社を以て氏神とせる歟、丹波國天照にて[illegible]茂朝臣の歌に、

大江山昔の道の絕せぬは天照神もあはれとや見む。

大同方云、保賀世業、丹波國天田郡天照玉命神社之丹波直人足之家方也。

拜師郷

和名抄、天田郡拜師郷。○今下豐富村に大字拜師存す、此地を云ふ。丹波志云、拜師の谷筋(三里西に延び、夜久の郷の南に並行す)を豐富といふ、此邊は拜師郷なるべし、長治元年平親盛此谷に蟄居し、榎原(今上豐富村)の地を開くと、此谷より氷上郡[illegible]田佐治へ越す路あり。(東寺文書、正和三年、丹波國榎原庄とあるは此なり)

(榎原)

川口郷

和名抄、天田郡川口郷。○今上川口、下川口の二村あり、蓋是なり、福知山の北一里餘、音無瀬川此に於て夜久野川を容れ、丹後但馬兩路の岐點と爲る、[illegible]村天津等、音無瀬の西岸に在るもの、今合屬して下川口と云ひ、其西方夜久野川に沿ふものを上川口と爲す。

立原　今上川口村と云ふ、福知山より但馬出石及び和田山へ通ずる驛路に當る、慶長年中立てゝ一宿と爲す、出石へ赴くには三岳村を經て、登尾峠を踰ゆべし。

夜久郷

和名抄、天田郡夜久郷。○今上中下の三村と爲る、川口の西にして、長四里許、其奥は北に深入す。額田は今下夜久野村と云ふ、立原の西二里餘にあたる、其西一里日置、高内、小倉等を今中夜久野村と云ふ、高内より半里にして分水嶺あり、之を踰れば但馬朝來郡とす。

(額田)

直見　高内の北なる山村にして、今榛生と合併して上夜久野と改む、本郡の西北隅にして、但馬の國堺に逼れり。丹波志云、直見の古城主を直見大膳武綱と云ふ、時代不詳、古老の曰く、但馬國より責來り、大膳幷に家中討死、其死骸を一所に集め葬る、西垣の内みさこと云山の裾に、今も三抱斗りの松あり、其根に一間半四方、高さ貳尺斗りの塚あり、中に五輪石塔を置く、後太平記に夜久郷合戰と云條あれば、山名氏の兵の來り責めしならん。應仁記云、應仁元年六月、山名方は丹波國に打入ける、丹波守護代内藤備前守此由を聞て、兼て用意の事なれば、國境夜久郷まで打出つ。

雀部郷

和名抄、天田郡雀部郷。○今三岳村なるべし、大字佐々木存す、川口郷の北、夜久郷の東北にして但馬出石に通ずる山路に當る、其分水嶺を登尾峠と曰ふ、金谷村も本郷の舊域にや。(本郡土師郷を今雀部村と云ふ、同名異地とす)

雀部は舊姓なり、古事記「神八井耳命者、雀部臣等祖。又建内宿禰之子、許勢小柄宿禰者、雀部臣之祖」と、書紀姓氏錄に參考するも二流の別ありて、姓氏錄に「星川建彦宿禰、諡應神御世、代皇太子大鷦鷯尊、繫木綿襷、掌監御膳、因賜名曰大雀臣」と見ゆるによれば、御贄をさゝげ奉れる職掌より起れる名目とす、姓氏錄左京の雀部の外に和泉攝津にも其姓あり、又江州に佐々木の氏名

地名あれど、彼の佐々木は此谷[illegible]を異にして、御陵[illegible]の殘塁に出し說なり。

三岳（ミタケ）　山名にして、今又村名と爲る、立原の北なる佐々木、一之宮、常[illegible]寺、[illegible]等を併せ三岳村と云ふ。三岳山は(舊[illegible]山の北三國[illegible])三丹の[illegible]界なる三國山の前峰にして、其西谷は但馬路、東谷は丹後路とす、山容亦行人をして瞠視せしむ。丹波志云、三岳山は下山保の金山鹿草多村に在り、山中に藏王權現を祭る、別當僧を金常寺と稱す、[illegible]標高は[illegible]下十七丈

佐佐木（サヽキ）　今三岳村と改む、上中下の三大字に分れ、三岳山の東なる谷に在り、[illegible]の遺[illegible]とす。三寶院文書「建[illegible]二年、丹波國佐々庄」と云ふは此なるべし。

宮垣（ミヤガキ）　佐々木の西にして、今金谷村と改む、北宮[illegible]山に銀銅の鑛坑あり、俗に宮垣銀山と云ふ、近年稼行盛ならず。

金山（カナヤマ）　近世三岳東西の山村を金山郷とも稱せしが、今三岳の東なる野條、長尾、行[illegible]等を合せ金山村と號す、下川口村大字天津より長尾を經て分水嶺を公行せしむ、

(長尾)　に逆すべし、即丹後の州界にして、之を古來の驛路とす。千丈嶽は俗說酒呑童子の棲窟と云ひ、山道の東北に峙つ、夫木抄名寄等に丹波國長尾山とて主基方の名所あり、即此[illegible]、

もろ人のさか行く道は長尾山またゆく末ぞはるけかりける。花なみの里としきけばもの憂さに君ひきわたせ天の橋立、〔夫木抄〕

天寧寺（テンチイジ）　今上川口村大字大呂に屬す、金山寺とも稱す、貞治年中[illegible]中和尚開基、[illegible]宗の一大寺とす、檀那は金山城主那珂氏と云ふ、(金山城は即寺畔に北[illegible]を遺す、大中臣大[illegible]大夫宗[illegible]、常陸國那珂郡より來りて此に來り、金山の邑主たりと)寺[illegible]後小松帝宸翰云、[illegible]、[illegible]光、以安心室門、是道人之本志、立[illegible]名、以[illegible]、是上者之具規、丹州路金山、[illegible]中和尚者、[illegible]山[illegible]傳正音、[illegible]宜[illegible]付的旨、[illegible]林[illegible]、而名[illegible]字宙、其道甚[illegible]、心切[illegible]之、[illegible]日佛[illegible]大通禪師、[illegible]永十六年九月十四日

「さしん寺天寧寺りやうの事
たんばの國さざきしもやまのほうのぢとうしきなかをむらの中いつもりざいけでんはたの事同山林
右件のそりやくは宗呼[illegible]代相傳の私領なり然るをてんねいじに寄進申所也ちなり永代御知行相違あるべからず候此寺をこうきやうしし事は先祖の菩提をとふらわんが爲め(中略)
こうあん五年壬寅二月　宗呼(邦珂宗泰)」

天津（アマツ）　今上川口村に屬す、金山の東にして音[illegible]瀨の西岸に居り、丹後への通路に當る、其一路は金山より峠越して與謝郡に出づべく、一路は水に沿ひ加佐郡に入るべし、此地は延喜式前浪と記したる(其實は花浪)古驛にあらずや。

神戸郷（カムベ）　和名抄、天田郡神戸郷。○今詳ならず、三岳村古[illegible]名を缺く、此[illegible]と云ふも[illegible]證なし。○大同方云、川守[illegible]、丹波國神戸[illegible]等之家[illegible]所傳方、原者大穴[illegible]命乃方也、[illegible]疔毒、小兒胎毒[illegible]藥、上氣眼疾與之。

華浪山（ハナナミ）　今詳ならず、古史に見ゆる鑛山也、蓋天田郡に在りて、後世金山と云ふは即是なるべし。續紀「天平神護二年七月、[illegible]位[illegible]宮成、[illegible]白[illegible]者、[illegible]献[illegible]曰、是丹波國天田郡華浪山所出也」と、是より先に文武天皇三年の條にも「令丹波國獻錫」と見ゆ、共に同山の所出なるべし。

花浪（ハナナミ）　延喜式丹波驛名に日出前浪の二ありて、山陰道丹後國府に通ずる別路に當す、主基方風土記天田郡花浪里あるによれば、前浪は花浪の誤りなる事疑を容れず、即華浪山下の驛里たるべく、今の金山天津などの位置に非ずや。

日出（ヒイデ）　延喜式の驛名なり、今詳ならず、比[illegible]とよむべき歟、凡[illegible]路、次第を按ずるに、山陰道の本路は桑田より多紀氷上を經て但馬國府に向ふ、[illegible]を日出花浪は別路にして、本路より岐分し丹後國府に通ずる者とす、花浪を金山天津の邊とすれば、其南方拜師郷の近傍歟、一說生野は山陰道の別路にあたりて、古驛なれば其地にあらずやと云ふ。

多紀郡

多紀郡（タキ）　本州西南隅の地にして、久下川の山谷なり、中央[illegible]山八上の連平[illegible]自ら一境を成す、今一町十八村に分ち兵庫縣の管治に依る、人口五萬(今田村は、[illegible]之を本郡より[illegible]き、播州多可郡に[illegible])
多紀郡は和名抄八郷に分つ、延喜式にも本郡を載せ、古事記孝昭天皇「皇子天押帶日子命、多紀臣之祖也」とあるは多紀[illegible]即此地の[illegible]姓なるべし。正保國圖には多[illegible]に作り、丹波[illegible]名[illegible]を論して此郡は高地なれば、多可部なるを通音にて多紀と呼ふ歟、一說に瀧布(八箇尾の大瀧)あれば名つくとも云ふとあり。

眞繼郷（マツク）(井初)　和名抄、多紀郡眞[illegible]郷。○今の福住村是なり、本郡の東端にして分水嶺を以て[illegible]井村と[illegible]限り、西は宗部郷に接す。丹波志に據れば後世[illegible]井庄と[illegible]したり、主基所風土記に[illegible]の名所[illegible]けて、[illegible]井里、[illegible]富村、[illegible]住山、天[illegible]、長田村、[illegible]樂里、老人[illegible]、味間村、油井村、[illegible]井村、[illegible]村、[illegible]村、[illegible]貫村、[illegible]山、

(岩坂) 眞繼郷の東界岩坂は船井郡西本梅村大字天引に接し、埴生驛より福住驛の通路とす、古の山陰道の本路にして、何の世の主基方にや、岩坂山をよめり。

鵲の栖む岩坂山の姫小松千代のけしきのしるくもあるかな、〔夫木抄〕

原山は岩坂の北にして、今園部より福住に通する道路之に係る、原山村は今福住に屬す、

福住

今福住村と云ふ、篠山の東三里、船井園部に通する驛次に當る、原山、小野、安口等の諸村を之に併せたり。

(安口) 丹波志云、安口村は福住の北なる里にして、之を波多賀須と呼ぶ、按ふに溪中に居る魚に波多賀須と云者ありて、此谷川に彼魚多く生す、形狀鯱に肖たり、因て[illegible]村と名つけ、其魚を除て安康とし、轉じて安口とす、桑田郡周山村邊にては山椒魚をはたかすと呼ぶ、兵家茶話にも見ゆ。

小野

今福住村の大字にして、福住驛の西數町を隔つ、延喜式に載せたる山陰道の古驛とす、船井郡野口(今埴生の邊)より小野を經て長柄に向ふ、丹波志云、小野驛址は二之坪(今福住村大字二之坪)ならむ、後福住へ移したりと見ゆ。

草上郷

和名抄、多紀郡草上郷。○今村雲村大字村なり、村雲に大字草之上存ず、眞瀧の北なる山谷にして、四方皆山、甚だ高からず、溪水は相渠り南に決して久下川に入る。

村雲

舊庄號なり、本庄の大字は今縣守と共に雲部村に入る、村雲庄は和名抄草上宗部二郷に涉りしと見ゆ、長門本平語に丹波國村雲とあり。丹波志云、本庄村と云は村雲庄の頭なり、是庄昔九條殿の領知にて此村に下司を置れ、其賦税を收むる廳を京都に置き、領知の名を用ひて此地を村雲と稱したり、村雲の名は太平記に出づ、

(車塚) 足利直義一條堀川屋橋の村雲と云處に寺を建て、妙吉を置くとあり、是は京都の巷名なれど、丹波の庄號に出でしなるべし。(本庄に古墳あり車塚と云ひ、形狀最高大なりと云ふ、近傍尚古墓多し)

神南備の山の景色はつれなくて時雨降來る村雲の里、〔僖中抄〕

(蜂箇尾瀧) 村雲村の西北に高峰あり、蜂箇尾と云ふ、辨天瀧あり大字篠見に屬す、或は大瀧又は四十八瀧といひ、瀧緒七層、或は巖上を激奔し或は絕壁より瀉下し、其最大なるもの高九丈幅二間、小なるものといへども高さ一丈に下らず、水壁[illegible]落氷雪を吹き、亦郡中の一奇觀なり、一說多紀の郡號は之に因りて起れりと。

大芋

村雲の奥なる山村にして、首里を福井と云ふ、福井に延喜式名神大社、櫛石窓の祠あり、古事記傳に「諸國に此神を祭る社多かる中に、正しく神代に天降したまへる御跡は、丹波の社などにや爾祭りけむ」と述ぶ。

(福井) **櫛石窓神社** 延喜式二座、今大芋莊福井村にあり、大宮岩窓大明神と云ふ、丹波志(佳山の神社取出)神祇官西院北舍に坐[illegible]御門[illegible]の本社[illegible]仲官主記)大同元年、丹波五戸を神封に充奉る(新抄格勅付)按に本書に今何れ國宮城郷にありとあれど、神名帳但馬國に御門神社見えず、和名抄に宮城郷もなければ疑はし、思ふに此神社を守り傳へしにもやあらむ、故今姑此に係け附て考に備ふ。(神祇志料)

おくも川ひとたびすめるしるしには今日ぞ千年の初なりける、〔夫木抄、丹波國主基所大芋川〕 匡房

大芋は方俗大雲と相通し、丹波志に此山中に多く薯蕷を產す、故に大芋の名起ると曰へり、按に芋字古言イを略してモにのみ假れるならん、其例多し、大をオと呼ぶも其例なきに非ず、オクモの名義は詳ならず、

丹波志云、大芋庄の民家に大芋氏の古文書あり、細川勝元より大芋式部丞へ與へし感狀、大芋兵庫助愛氏(明應六年)當知行目錄、波多野元秀より大芋甫次郎へ與へし感狀等なり、又福井村九左衛門家藏に細川高國(永正七年)大芋兵庫助へ與へたる安堵の證狀あり、

丹波國多紀郡大芋庄内名田畠買得散在山林寺□等事帶大心院殿御判當知行之上者彌領知不可有相違之狀如件

福井村三左衛門家藏に、細川晴元(二月十七日大津口)より波多野元秀を經て大芋又次郎に與へし感狀、三好長慶より大芋一族へ與へたる感狀あり、又藤坂村に明智光秀(天正七年)大芋甚兵衛へ與へし感狀を藏する者あり。

(藤坂) 君か世に逢ふかひありて紫のくも立渡る藤坂の山、〔夫木抄〕

藤坂と云ふ大字今大芋村に屬し、八箇尾山の奥に在り、

宗部郷

和名抄、多紀郡宗部郷。○今雲部村是なるべし、草上郷の南にして、榛原郷の北に並ふ、丹波志に宗部郷は中世宗我部莊と呼び、後畑と稱し、即波多野氏の起る所と曰へり。

宗部の北東なる縣守本莊等は中世大雲莊に入り、今宗我部莊の春日江奥村等と合同し、雲部村と改む、臨濟宗の名[illegible]寺は本庄に在り、寺域三千坪、應安七年祖諸天龍和尚の開基なり、明[illegible]三年將軍義滿戰歿者の爲に法華一萬部を内野に修し、師を聘して法事を行ふ、天正年間兵燹に罹りて堂宇燒失し、萬治年中再び祝融に罹り舊記寶物悉く烏有に歸す、其後又再興す。

熊按神社 延喜式の官社也、一に熊嶽に作る今雲部村大字春日江に在りて、熊安大明神と云ふ、丹波志に小野の熊野權現を以て之に擬せるは采り難し、主基所風土記に本郷[illegible]村とあるも此なるべし。神祇志料云、往古春日江村を田尻瀧村と稱す、正曆二年大和春日神を迁し產土神とし、村名を改めしより當社途に衰ふ、享保中里長の

上申に円[illegible]氏[illegible]安大明神[門]多紀郡九座の一也とある
もの證するに足れり、[illegible]安は[illegible]家を誤りしなる可し。

春日江（カスガ） 今[illegible]村と改む、[illegible]春日部の[illegible]とす、凡本[illegible]田[illegible]大田村に[illegible]部郷ありて、[illegible]内共に春日部あり、土俗の[illegible]に春日明神[illegible]し祭りて[illegible]し故に、春日部と改むと云ふは信ずべからず、往昔春日部氏の住邑にして、中世に至り春日明神に附會して、之を氏神と爲せるのみ。丹波志云、春日江の春日[illegible]は[illegible]を三[illegible]山[illegible]満寺般若院と云ふ、[illegible]之を[illegible]せるに[illegible]ある[illegible]、[illegible]五年（[illegible]）四巻、安元三年三巻、安治五年（[illegible]）二巻、建久三年（[illegible]）九巻、建久三年（[illegible]子）五巻、[illegible]安元年一[illegible]とす、其奥書の姓氏は[illegible]郡[illegible]久[illegible]村[illegible]部氏、又は[illegible]原[illegible]氏田中氏[illegible]佐伯氏中[illegible]井[illegible]野氏[illegible]なり、但し[illegible]安の一巻は[illegible]にして丹[illegible]信寺御[illegible]也と[illegible]するを見れば、[illegible]如く、此[illegible]は三[illegible]寺即ち[illegible]信寺を[illegible]して[illegible]てたる者なり。

畑（ハタ） 今[illegible]村と云ふ中世には波多野庄と稱したる地なり、與[illegible]寺等の大字あり、北[illegible]を[illegible]山と呼ぶ。丹波志云、畑は曾我部庄とも稱し、畑氏（一に波多野氏に作る）[illegible]長、[illegible]に[illegible]、[illegible]し所[illegible]、當[illegible]氏曾[illegible]の[illegible]城に[illegible]り、[illegible]なれば、[illegible]したりしならむ。

佐々婆神社（ササバ） [illegible]村に在り、延喜式に列せり、一[illegible]島より[illegible]し、[illegible]明神と呼ひ、今[illegible]八幡と稱するは[illegible]れるなりと、神祇[illegible]、佐々[illegible]神社、[illegible]利村にありしを、[illegible]我部[illegible]村に[illegible]す、[illegible]々[illegible]神と云ふ（見[illegible]丹波[illegible]名[illegible]打[illegible]）[illegible]天鈿女命を祀る（[illegible]拾遺[illegible]式大意）昔此神天岩戸の前にして、[illegible]を手[illegible]とし、竹葉を手草とし俳優仕奉りき、（古語拾遺、按ふに天鈿女の神竹葉を手草として歌舞したるより、佐々[illegible]神と稱へしなるべし。

泉（イヅミ） 今春日江と合同し、[illegible]村と爲る、夫木抄[illegible]所の歌に、[illegible]里とよめるは此ならん「しら菊の泉の里に住人は[illegible]なから年をこそふれ」

榛原郷（ハリハラ） 和名抄、多紀郡榛原郷、○今八上（ヤカミ）村日置村なるべし、丹波志によれば、八上を土俗羽柴賀（ハシカミ）原と云ふ、されば古人も羽柴賀と云ふ木のある所也との意にて榛原の字をあてられしならんと述ふ、此説従ふべきに似たり、羽柴賀は其木[illegible]（俗にハンノキと云）に似て、其實は[illegible]に似ず、[illegible]實の[illegible]と曰ふ。（羽柴賀原）
按に古事記に[illegible]神の皇子大山守命を「是土形君幣岐君榛（ハリ）原君等之祖」とありて、本郡に榛原日置の二郷あるは此[illegible]氏の族[illegible]の居れる所ならん、然るに日置を後世ヒオキと云ふは例の[illegible]なるべし。○姓氏録[illegible]云、東寺文書に「永平二年、丹波多紀郡、園[illegible]日置公、[illegible]校日置公、[illegible]大[illegible]日置公」など見ゆ。

波々伯部（ハハカベ）（母上） 又母上にも訛れり、中世には保[illegible]に呼ひ、小野の西、宗部の南を指し、今の日[illegible]村大字井上（キノウヘ）上宿（カミシク）井に八上新村の邊を曰ふ、八上築城の後波々伯部の名[illegible]く[illegible]す。
享徳四年八坂[illegible]社[illegible]目録に、丹波國波々伯部保[illegible]供料所と[illegible]せ、今も八上村に[illegible]社あり。丹波志云、八上[illegible]は八坂[illegible]院にて、[illegible]上大明神と呼ぶ、太平記、曆應元年山名時氏父子鹽谷判官を追ひ、丹波路を下り、波々伯部宿に暫く留まる由見ゆ、此宿は井上村[illegible]、又波々伯部氏の事は太平記にも數見し、今小野の某家に波々伯部氏の古[illegible]を所蔵す、永正五年細川高國より大和守へ與へし感状二通（一は六月廿六日酒井合戰、一は七月十五日[illegible]寺合戰）大永元年細川元常細川持益等より送與したる感狀等數通とす。

八上（ヤカミ）（日置） 今八上村日置村（ヒオキ）、[illegible]、中世[illegible]なる日[illegible]に[illegible]、[illegible]日置と[illegible]む）[illegible]とも呼びしによれり、八上の[illegible]、[illegible]年中、波多野[illegible]、朝路山に[illegible]し、八上を以て[illegible]し、其後[illegible]大國府に[illegible]したり、[illegible]中に[illegible]八上[illegible]川に[illegible]し、此地[illegible]す、今八上[illegible]小[illegible]とし、日置と改稱し、[illegible]川を[illegible]て、[illegible]る山道に當る。

八上城址（ヤカミ）（朝路山） 日置村の南、朝路山に在り、[illegible]東西に走せて、[illegible]の界を成す、[illegible]の[illegible]なり。波多野氏は[illegible]八上[illegible]人、文明年中此地に移住し、八上[illegible]と云ふ、[illegible]波々伯部の[illegible]亡ぶ（按ふに波多野氏は[illegible]、[illegible]八上[illegible]し、之に因りて[illegible]氏とも、八上[illegible]とも呼ばれしものゝ[illegible]とし）丹波志云、波多野氏[illegible]八上[illegible]頭の[illegible]にや）を[illegible]有しければ、土人みな八上[illegible]と稱す、然る所[illegible]の亂に[illegible]國[illegible]、[illegible]山名宗全に隨て京都に攻上り、其後[illegible]此地に[illegible]、其子[illegible]守[illegible]永正中朝路山に築き[illegible]城と號し、城下の地を八上と號す、古名を[illegible]村と云ふ、[illegible]は[illegible]を[illegible]王山[illegible]築寺と云ふ、土人曰[illegible]の[illegible]神を[illegible]東に遷さるゝ時此地に休ふ、即ち[illegible]に社を[illegible]、[illegible]東[illegible]神[illegible]によれば、波々伯部氏世々[illegible]を[illegible]、[illegible]の下[illegible]、○[illegible]考云、八上城は、大永六年、波多野[illegible]守[illegible]細川高國に怨有て當城に[illegible]り、[illegible]心の[illegible]有りければ、高國當城を攻られけるが京方敗績す、其後波多野[illegible]道（備前守子）相[illegible]て是に居る、松永彈正久[illegible]遂に是を攻め取、彈正か甥の松永孫六[illegible]り居ける、永祿九年二月、波多野[illegible]治比城は昔か家代々の城なりとて取返す、天正六年三月、織田氏の將明智光秀波多野を滅す。
○按ふに、八上城は明智[illegible]死の後、前田玄以法印の邑と

築り、慶長五年、玄以一旦除封せられ、幾もなく其子主馬正宗利故封五万石を復せしが、十三年宗利異心の故を以て遂に除封せらる、徳川氏松平周防守康重を以て之に代らしめ、篠山城を以て山陰道を扼するに足らずと爲し、諸侯に課して更に篠山に築造せしむ、八上城此に廢毀す。

曾地（後川） 今日置村に屬す、八上新村の南なる山村にして、分水嶺を南に越ゆれば後川村あり、後川より播州河邊郡多田に出つる山路あり、後川も今日置村に屬す（後川は志津川とよむ、しりをしつに轉じて假れるなり、後川に鹽湯と呼ふ限泉あり、其色鋳色を帶び味甘酸なり）太平記云、建武三年正月廿九日、京都の軍に武家方打負けて、尊氏將軍は其日丹波の篠村を過り、曾地の内藤三郎左衛門入道々勝が館に着き給へば、四國西國の兵は兵庫湊河に落ち集りたる由聞えし中より、丹波へ飛脚を立て、、急を攝津へ御越候へと申しければ、二月二日、將軍曾地を立ちて攝津國へぞ越え給ひける、

日置郷 和名抄、多紀郡日置郷。○今篠山町、城北村、城南村等なるべし、中世日置莊と稱し、東隣曾原宗部二郷の地をも庄中に兼併したることあり、故に今日置村は曾原郷の東部に存するも、彼地は古郷域にあらず。

くもりなき君が御世には赤根さすひおきの里をにきわひにけり、（夫木抄、主基所の歌） 匡房

（郡家） 丹波志云、相傳ふ昔昭宣公基經、日置莊を賜與せられ、其子時平の時に、郡家以東宗部郷までを日置西郷とし、宗部以東鬼坂までを中郷とし、鬼坂以東を東郷とせらると云々。郡家は今城北村の大字に遺れり、又延喜式長柄驛

（長柄） と云ふも本郷の地なるへし、小野と氷上郡星角の間に當る、丹波志に今の城南村大字野中を以て驛址と爲せど、稍南に偏し過ぐるごとし、篠山の北にて、郡家などの邊と想はる。

はるはると年もはるかに見ゆるかなながらの村のなひこの稻（夫木抄、主基所の歌） 正家

篠山 今篠山町と云ふ、本郡の中央にして、平郊の間に居る、戸數一千二百、福知山と相距りして、本州の都邑なり、鐵道は三田（攝州有馬郡）より來り、福知山に向ふ、即阪鶴線に當る。（大阪より篠山まで四十二哩）

篠山は慶長十五年始て城邑と爲る、其二階町の小丘を春日山と曰ふ、日置庄の鎭守春日神社此に遷座せしか、築城に際し、城北に移す、篠山も當時黑岡に屬なりしごとし、此春日祠今も地方の名祀とす。

篠山城址 八上古城の南に接し、慶長十三年、松平周防守江戸將軍の命を以て入部し、八上に代り、新城を此に築す、篠山は當時黑岡に屬したり、十五年に至りて成る、大坂役後、松平丹波守康長入部し、尋で松平伊豆守信吉、其子忠国、寛文二年、松平若狹守康信より康信子に至り、寛延元年青山因幡守忠朝六万石、襲傳して明治に至り、廢藩に歸す。

黑岡 今郡衙、寺内、澤田、鷲尾、藤岡等と合同して城北村と云ふ。丹波志云、貞觀二年、日置庄昭宣公の采田と爲りし時、百姓春日明神を勸請して鎭守とす、一説赤井氏の一族此に居り、黑岡を家號とす、其黑岡氏の勸請なりと、社堂の古址は今の篠山なるを、慶長十三年城北へ移す。

大貴神社 今城北村大字寺内に在り、延喜式の官社なり、此社中世春日明神と稱し、社前を黄目山圓光寺と云ひ、本地佛を建て、觀音を安き、世俗專ら黄目の觀音堂と呼びぬ、正德年中其大貴神たること判別して復古したりと云ふ。〔丹波志神祇志料〕然れとも古言ヒメとヒルメは相通用す、其大貴の名に因りて直に天照大神の大靈貴に擬合し難きを論るべし。

鷲尾 今城北村の大字なり、平家物語に見ゆる鷲尾庄司と云ふは、此なる郷士族にあらずや、源九郎義經丹波より嚮導を求め、福原一谷の城郭を攻むるにあたり、庄司武久の子三郎義久を得て、其志を遂ぐと、俗說辨にも丹波の鷲尾氏の事を錄す、名字暗合あり。〔一說鷲尾某は播州安田の人〕

眞南條 今小枕、野中等、篠山南郊の村落と合併して城南村と云ふ。眞南條に天台宗能藏寺あり、細川高家記に、弘治二年十月、三好長慶の兵また丹波屋上へ出陣して、眞南條寺を責落す」とある者此なり。丹波志云、野中の邊を中南庄と呼ぶ。親元記に「文明十一年、天龍寺領丹波國丸（中）南庄一」と見ゆ、此丸星は此地とす。

古市 今古市村と云ふ、此村及び今田は篠山の南西に方り、攝州有馬郡と播州多可郡の間に斗入す、故に今田は始め多可郡に屬するを以て、本書之を此に附き、彼郡下に係く、古市は今阪鶴鐵道の驛舍たり。

古市は中世酒井庄と稱したり、波賀野、油井、矢代、西田等の大字あり、中世土着の郷士を酒井黨と呼ぶ、本州の名族たり 丹波志云、酒井氏は筑後守平貞盛に出づ、承久三年、貞盛の孫千葉新太郎貞胤軍功により、其家酒井政親に恩賞として此邑を賜ひ、政親の子孫、當野、波賀野、西田、矢代、栗栖野、油井、宮田の諸村族と爲る、

（酒井）（波賀野） 此一黨は足利將軍の時、細川管領に屬したり、其古市驛は延喜元年に停廢なれど、其昔よりの館驛の地なれば、古市の名を存す ○太平記、足利高氏篠村に陣を取りて、近國の勢を催されけるに、近國の住人に久下彈三郎時重といふ者、二百五十騎にて最初に馳せ參る、長澤、志宇知、山内、葦田、餘田、酒井、波賀野、小山、波々伯部、其外近國の者共一人も殘らず馳せ參る。

古市村大字見内に二村神社あり、見内の北味間にも同名の神あり、いづれか延喜式の官社ならん。

八すみしし我大君のみよにこそさか井の村の水もすみけれ、〔丁本〕

高仙寺（カウセンジ） 古市村大字矢代（ヤシロ）に在り、山の西南一里半、今天台宗に属し禅世山と号す、当寺は天正以後に再興に係る、寺の跡を高仙寺山と号す、峰上に巨岩あり、山腹に地蔵堂あり。

味間（アヂマ） 上下味間村と云ふ、[illegible]によべり、大字味間大澤、[illegible]、[illegible]は丹波内膳土記に富貴（フキ）村と云ふの是なり、高仙寺山の北に在り[illegible]村に接す、此等相[illegible]の名[illegible]、[illegible]なるべし

文保寺（ブンパウジ） 味間に在り、[illegible]にして、北面天皇の勅願所[illegible]大士[illegible]なり、後小松帝の宸筆額を仁王門に掲けたり。

河内郷（カフチ） 和名抄、多紀郡河内郷。○今南河内北河内の二村に當る、城北村岡野村の西にして、古代は宮田庄（ミヤタ）の[illegible]たる地なり、南河内に黒田高屋等の大字あり、北河内に坂井、宮田、垣屋等の大字あり。○大同類聚方に、川田神戸とあるは川内の誤にて、川守藥、丹波國多紀郡、川田神戸□等之家傳所傳之方、[illegible]

多々奴比神社（タダヌヒ） 今北河内村大字坂井に在り、社傳を杉尾山[illegible]寺と曰へり、延喜式川内多々奴比神社是なり。神祇志料云、多々奴比神社二座、今宮田庄上下の坂井村に分けたり、上坂井にあるを一宮と云ひ、下坂井にあるを二宮と云ふ(丹波志、神國神社取調書)古語拾遺氏の祖、[illegible]神を祀る(日本書紀古語拾遺、儀式延喜式)上古天照大神石戸に隠り座しし時、此神をして楯を造らしめ、又大幣帛を奉る時に、楯作者と定め給ひき(日本書紀古語拾遺)後世に至て猶丹波楯縫氏大嘗会の神楯を造り仕奉るは、蓋其神裔なり。〔貞観儀式延喜式〕

(坂井)

丹波志云、坂井村は[illegible]名興法寺と云へり、正慶建武の軍功により、足利尊氏より久下時重に宛行はれし領知、丹波國三[illegible]内、内に、宮田庄[illegible]寺村と下文に見ゆ、中世此地を管領せし人、宮田村に住居す、因て主領とせられしならん、又其宮田と云ふは多々奴比神社、[illegible]なるべし、古昔にて人家七十宇あり、往還大道、左右に軒を並べ建てり、宮田町と呼びて市あり、因て諸役を免せられたり、篠山城成て市人の交易及び驛馬を止めらる、故に衰微して人家減し、其[illegible]田圃となる、字を屋敷の坪と云是なり、久下氏は永[illegible]に住し、其祖先鎌倉の家人にて、武蔵國久下郷より移り、[illegible]重の時、正慶二年足利高氏の篠村陣に第一番に馳参し、軍忠を累ねければ、建武四年三月十日、御書を賜る、

「一可[illegible]早[illegible]知丹波國新屋庄(一[illegible]村[illegible]國宮田社[illegible]寺村井原[illegible]内下司公文名并和智[illegible]國大島庄地頭職

(田代[illegible])事云々」

されは久下氏又宮田とも称したり、左近助吉弘に至り、天文年、波多野晴通に與したる爲め攻伐られ、暫く[illegible]泊の身となり、永禄三年、左近助歸住し、本領を復せしが、丹波多野秀治に攻抜られ、子孫是より専ら刀工を業としたり、また宮田の市場は、天正八年七月、明智日向守光秀の制札を存す、毎月市日四日八日十二日十七日廿一日廿五日とあり、其他天正中、羽柴秀臣氏の長臣より下せる宮田町諸役免許の状数通あり。

(宮田)

久下川（グゲ） 多紀郡の上流なり、源を畑作村井に大芋の山中に發し西流、篠山市街の南を過ぎ、大山村より氷上郡久下村に至り、佐治川に會す、即播州加古川の一支源とす、久下川其源より氷上郡界に至る凡八里、[illegible]二里にして佐治川と相合ふ。

神田郷（カムダ） 和名抄、多紀郡神田郷○今大山（オヤマ）村是なり、河内の西にして、西北は氷上郡界に接す。

千早振る神田の里の稲なれば月日とゝもに久しかるべし、〔千載集、承保元年大嘗會稲舂歌〕　匡房

神田とは稲穀にかゝる名なる事、[illegible]に「神田此云[illegible]田也、[illegible]有[illegible]、[illegible]可[illegible]地」と見え、延喜式本郡神田神社を載せ、今本村の大字上村に其[illegible]存ず、郷名は此に神封の田土のありけるより起れるを知るにたる。

大山（オヤマ） 今大山（オヤマ）村と云ふ、大をおに假るは、稀なる名にして、古書に其例なきにあらず、中世は大山庄と呼び、中澤氏の領知なりしごとし。丹波[illegible]に、大山庄[illegible]村の民家に傳ふる古書を引き、太平記「[illegible]武二年十二月、丹波國より[illegible]守護[illegible]、早馬を立て申けるは、去十二月十九日の夜、當國の住人[illegible]三郎[illegible]波々伯部次郎左衛門尉、中澤三郎入道[illegible]、守護の[illegible]へ押寄る間、防戦[illegible]に敗れて播州へ引退る」云々とある中澤氏は、大山庄の土豪なりしやに述べたり。

[illegible]所領之事

一 上野國[illegible]内今泉田在家事

一 丹波國[illegible]内[illegible]村地頭職并安[illegible]名事

一 同　國大山庄領得名等事

一 同　國大山庄内一分地頭名并重久名元光名等

　中澤七郎左衛門入道[illegible]相續[illegible]

一 武蔵國本□郷内和田村藤三六入道□在家□□□□

一 讃岐國多□郷内うなさかのやしろの事

右所[illegible]者信明相傳當知行候子細地也云々

明徳元年庚午歳八月三日　壱岐守信明判

此古論中の遊樂（イフラキ）は、[illegible]記にも多紀郡と爲し、長明家集にも見ゆ今詳ならず。長明集云「丹波よりかへるとて、高き山に登りて、いづくとか云と聞へば、いふき山と答ふ、

高けれど都は見えず登てはたゝやくるらんいふきの山」。

(遊樂)

丹波國牒　　東寺傳法供家

多紀郡大山庄田之狀合壹町六段七十貳歩

一條三　大山里南一　大山田東圭七段

貳　大山田東圭八段

十六　池後田一段七十貳歩

牒依衙去九月十一日牒狀令下却在地郡檢見當使所即勘申狀云彼庄地之内圖帳注公田七坪三百八歩十九坪四段七十貳歩、外依負注寺田已了無有他妨者然則來牒所訴件坪々□□□也察□以牒

延喜十九年十月廿二日　　少目　高橋

守　源朝臣　　權　橘

介　尾張連　　掾　多□

大目　物部

（史料通信叢誌、採東寺文書）

神尾（カミヲ）寺（デラ）址　今詳ならず、群書類從本、算博士三善爲康作、續千字文の奥書に曰く、

弘安七年（歳次甲申）六月八日、於丹州神尾山二學院、依了覺房之勸讀書寫了、御覽之時、念佛十返、次讀々々、若不傳者、生涯之可爲遺恨々々、

同八年正月廿九日、如本書寫畢、釋門末學信濟

陰域考云、大永六年、丹州備前守屋上城に籠りける時、柳本彈正は、其黨破れは麾下、神尾寺城に楯籠る、其後又當國赤井五郎直國の勢を催し、三千餘人柳本の後詰いために出張りす、京方寺を分て赤井と合戰しけるが、遂に打ち負て京都へ引返しける。

氷上郡

氷（ヒ）上（カミ）郡

本州の西偏にして、佐治川竹田川の兩谷より成る、此兩水は相背馳して南北に向ふ、共に狹隘なる小平野を開く、今一町廿五村に分ち、人口七萬五千、郡治は柏原（カシハバラ）に在り、兵庫縣の管内とす。

氷上郡、和名抄比加三と注し、十一郷に分つ、崇神紀に丹波氷上郡人、氷香戸邊、啓于皇太子活目尊曰、己子有小兒、而自然有託言」と、氷上は氷香の訛れるにや、名義を詳にせず、天武紀「白鳳十三年、丹波國氷上郡言、有十二角犢」と、此頃郡號に定まる。○高山寺本和名抄に、氷上郡十六郷を載せて曰ふ、

栗作、賀田、石負、船城、春部、美和、竹田、前山（以上東縣）佐治、伊中、賀茂、氷上、石前、葛野、沼貫、井原、（以上西縣）

國領（コクリヤウ）　今國領村と云ふ、竹田川の水源にして、東南は山丘を以て多紀縣と相限る。國領の東に連接する三井、中山、柏野の諸村は今合併して大路（オホチ）村と云ふ、此大路國の二村は和名抄、郷名を載にせず、春部郷の屬域なりしにや、又國領は、中古土御門貞治の頃の國衙の、舊の色なりければ此名ある歟。

春部（カスカベ）郷　和名抄、氷上郡春部郷、訓加須加倍、今春日部村是なり、國領の北に接し、大字多利（タリ）、七日市、野上野（ノカミ）等あり、

霞立つ春部（ハルベ）の村はいにしへのなにはみよのけしきなるかも、（藻鹽草）王基方の風俗歌ならん

春日部は桑田郡多紀郡にも地名に見え、姓氏錄に「山城國未定雜姓、春日部、村主、津速魂命之後也」などありて皆姓なり、地名も是に因れるなり、嘉吉記に「昔竹下合戰に、赤松□□比類なき忠節なれば、建武二年、播州□に丹波國の内春日部の庄を下し賜ふ」とあるは何郡か、春日部にや。

阿（ア）陀（タ）岡（ヲカ）神社　延喜式に列す、今春日部の多利にありて、舊社傳を應當山神力寺と曰へり、應當は阿陀を轉せる也。（丹波志神祇志料）

黑（クロ）井（ヰ）（兵主神社）　今黑井村と云ふ、春日部の西に接し、鐵道車驛なり、（柏原と竹田の間）古春部郷の内と爲す、延喜式兵主（ヒヤウス）神社あり、其社傳を兵主山神光寺と曰へり。

丹波志云、黑井民戶七百久留井とも書り、後黑井と改む、此城、保月、又稻の山といふ、此山に赤井大政所といふ人居住す、中絶の後、荻野伊豫守居城とす、其次赤井直政居城とせり、天正二年、明智光秀來り攻めたれども落ちず、直政嘗に、

近江寄立たる錦はさおか衛あくに逢ふてはたまらさりけり、

同六年に、惡右衛門直政は腫物にて卒去す、此所落城は、天正七年嫡子正直幼少に付、伯父赤井忠七郎幸家陣代と爲て之を守る時なりとぞ、近衛前久卿は今興禪寺の地なり、此寺近隣同事す、天正の頃丹波多野綱七と云士居る、其□近衛殿に奉公せしが、御子を胎し此里に歸て誕生し男子なり、九歳まで養育せしが上□□たる故兵主の社に詣て宝ふことあり、後に三藐院と申奉る御方なり、万林寺は黑井の南村（ムラ）に在り、曹洞宗の名刹にて、三才圖會にも見ゆ。

三藐院殿、兵主の社へ參詣ありて、よませける、

□るかひあるにもつけて藤原掛るあさりも春日部の里、

船（フナ）城（キ）郷　和名抄、氷上郡船城郷、訓布奈木。○今船城村是なり、黑井の西に接し、石負の北なり。

船城神社は今船城の大字見長に在り、俗に稻八幡と云ふ、是れ延喜式の官社にして、多紀郡多々奴比社と同體のものならん。

歌谷（ウタダニ）　今船城の大字なり、歌滿谷とも書す。丹波志云、歌谷の山上に鎭座社は、天（アマ）が嶽の麓に建つ、享保年中諸國廊

修[illegible]行の時、帝王より氷上郡山王の社[illegible]御付、御年號、其後享保十五年、社へ御奉納の品々、西湖八景卷物并に御寄物をも納め玉ふ、又御局方より當時御祭禮の清[illegible]も寄付し玉ふ。[illegible]で村と云ふは詳ならず、[illegible]何

うたなでの村に旅人まと居して治まれる世の榮をきくかな、(名寄)　匡房

美和郷

和名抄、氷上郡美和郷。○今美和村及び鴨庄、吉見等是なり、春部郷の北にして、竹田川の[illegible]、[illegible]山の麓なり、大字與戸に美和明神鎮座す。[illegible]正二年[illegible]内引附に「一貫五百文、鴨社領、丹波國三和庄公文職、[illegible]」とあるは此なり。

白毫寺

今美和村に屬し、寺内の峰を五臺山と名づく、此寺天台宗、本尊[illegible]人の開基と稱す、寺寶[illegible]の[illegible]五大[illegible]、昔は七堂伽藍の大地とぞ。(丹波志)

救使

今美和村の大字なり、古への救旨田の名の遺れるならん、諸州に其例多し。

鴨庄

今[illegible]村と美和の北に接し、[illegible]、又吉見を[illegible]なり。○吉見村も字椎原に知波明神あり、又

(吉見)　鴨庄村大字南に延喜式知乃神社あり、丹波志に賀茂庄に銀杏の大樹を乳木と云ふと云へり、知乃神は銀杏の靈木を祭るにあらずや、賀茂庄の東南に[illegible]高山[illegible]寺と號する古刹あり。

上田

今柏原と合同し吉見村と改む、[illegible]には市島と字する地にあり、丹波志云、市島は上田の支村なり、此邊の古は[illegible]庄と稱す、市島に吉見氏[illegible]、家系に[illegible]、吉見三郎[illegible]、丹波國[illegible]に[illegible]、其裔[illegible]式部少輔[illegible]、天正十年、明智の兵に破滅せらると。(市島里際は黒井竹田の間とす)

(市島)

前山郷

和名抄、氷上郡前山郷、訓佐木也末。○今前山村是なり、美和郷の北に接す、竹田川の西方に僻する山村なり。

竹田郷

和名抄、氷上郡竹田郷。○今竹田村是なり、前山の北にして、天田郡界に跨あり、坂[illegible]道は前山より柏原を通り、黒井を經て此に至り福知山に向ふ。

延喜式伊都伎神社は竹田の中村に在り、中村に石像寺と呼ぶ古刹あり、近世再興して曹洞宗を奉ず、下竹田にも法樂清恩の二寺あり、清恩は藥師堂にして石燈籠に貞和三年の銘をのせたり、

伊尼神社は延喜式の官社也、丹波志は竹田中村の一宮明神を以て之に擬し、神祇志料は[illegible]貫村に在りと云へり、按に伊尼はイチと訓むべき歟、又イ子と訓むへき歟、主基方の名所に稻村と云ふもあれば、備考ふべし。

竹田川

國領村大字[illegible]に發し、北流四里、竹田村に至り天田郡に入り、六人部に於て[illegible]原川に會ひ、遂に土師に至りて和知川と合し[illegible]知川(音無瀬)と爲る

柏原

今柏原町と云ふ、民戸一千、氷上郡の[illegible]、其道は[illegible]山の中間に於て此を一[illegible]、今柏原七町、柏原より福知山十四里半)土俗カイバラと唱ふるは、名[illegible]柏原[illegible]。

柏原寨址

織田氏の陣屋なり、元祿八年、織田伊豆守信休和州より轉し、二万石の食邑たり、子孫世襲して明治に至る。○柏原志云、柏原は南北朝の時、仁木頼勝の居邑とぞ、入徳山は八幡神の在る所にして、[illegible]に一簇塔あり、綠樹の間に隱見す、[illegible]あり、天正年中の[illegible]とす、夫明智光秀の丹波を攻むる、天正三年正月に始まり、七年に至て猶未た之を平くる事能はず、殊に東丹十里の間に[illegible]せり、殊に八上の一城の如き尤も之を[illegible]せり、五月四日、羽柴[illegible]長等兵四万餘を師ゐて西丹を侵す、氷上城主赤井[illegible]宗[illegible]に出で、八幡山に陣す、一万餘兵を分て處々を守る、五日[illegible]村に入る、六日大に此に戰ふ、[illegible]死傷多し、巳にして氷上城陷り、八上又亡ふ、此に於て光[illegible]を留めて遂に金山城山に入る、九月中旬、光秀兵六千餘八幡山に陣し以て黒井[illegible]見を攻む、赤井[illegible]戰死する者多し、[illegible]一千五百、柏原の水爲めに流れずと傳へたり。○丹波志云、柏原八幡宮の大鐘には江州大津三井寺の[illegible]、其鐘は明智氏高山寺の寄器を寄與したる者にして、康應元年の銘あり、荻野神社は小倉(今柏原の大字)に在り。

ふた葉よりおほくら山に[illegible]はつむさもつくる世もあらじ、(夫木和歌、長和[illegible]御[illegible])

按するに、柏原は初め慶長三年織田三位信包(信長の弟、勢州長野の家を襲きし人)の邑と為り、氷上三万六千石の治所たり、孫上野介信[illegible]に至り、[illegible]三年、封[illegible]、爾後四十五年間は幕府代官所の管治によれりとぞ、元祿に至り織田氏又封せらる、即信包の舊治所と云ふ、

栗作郷

和名抄(高山寺本)氷上郡栗作郷、訓久利都久利。○今柏原町なるへし、郷里配置の形勢を推して之を知る、春日郷の西南にして、山[illegible]て、其[illegible]流は佐治川に入る。

石生郷

和名抄、氷上郡石生郷、訓伊佐布、○今石生村存す、栗作郷の北に接す、石生は方俗石負にも作れり、丹波志云、石負は柏原の西北にて、俗にイソと呼ふ、民戸三百許、山陰道の驛次にして、北を[illegible]方と字し、南を[illegible]方と字す、此に延喜式石部神社あり。

(石負)

星角

延喜式の古郡名なり、其[illegible]より推せは[illegible]より、星角を經て佐治に向ふ、[illegible]石生の地にあたるとし、ホシスミと訓む歟、或は云ふ星は石生の訛にして、角字は衍るべしと。

擧田鄕（アゲタ） 和名抄(高山寺本)氷上郡東縣擧田鄕、訓宗久田ゝ〇宗久田の誤注謬あるに似たり、今石負の西南新井村に大字擧田あり て、アゲタと訓む、即此地とす。

新井（ニヒヰ）(新屋) 又新屋（ニヒヤ）と云ふ、今新井村、柏原の西にして、佐治川の畔也、延喜式新井神社は土俗山王祠と爲すもの蓋是なり。丹波志云、新井の母坪（ホツボ）城は赤井惡右衛門直政の城なりと明智軍記に出でたり、保月の城と云也、然れども赤井直政は才丸と云時朝日村に移り、十八人の士と共に黒井の城主荻野和泉守へ歳首の祝賀として出仕し、伯父和泉守を討ち城を取り、直に城主となり、改めて惡右衛門となると赤井系圖等に委し、疑らくは母坪城をも抱たりと見えたり。

井原鄕（ヰハラ） 和名抄(高山寺本)氷上郡西縣井原鄕、訓伊波良。〇今小川村和田村是なり、擧田の西南にして播州多可郡界に接し、佐治川の西岸に沿る、多紀郡より來れる久下川も此にて佐治川へ入る。

和名抄、氷上郡餘戸鄕ゝ〇今詳ならず、井原の餘戸にて久下村にあらずや、丹波志云、氷上郡内に今餘戸の名なし、久下の谷は郡の南端にて、川筋は多紀郡より來る、是地餘戸鄕ならん。

和田（ワダ） 今和田村と云ふ、柏原の西南三里、佐治川の右なり、延喜式狹宮（サミヤ）神社在り、狹宮八幡と呼ぶ、

丹波志云、和田は柏原より播州多可郡の往來に當り、長十町ほど一筋の町なり、往古は此村市場（イチバ）と云ひ谷川の南に在りしを、大永四年此所へ引きうつされたり、鷲山砦尾の古城は和田の乾也、永正十七年庚辰、信濃國南和田より和田日向守倭從召連れ來り、谷野兵部殿へ頼み休息す、則ち兵部の姨を娶す、然るに程なく谷野兵部を討つ、二代目和田作左衛門、永祿年中沒落し、跡を暗まし落行けり、天正元年江州木戸より木戸住丈坊拜領して此古城に來て住す、改て佐野下總守と號す、明智亂に落ち失ぬといへり、思ひ出川は太平記に出でたり、村の南を東へ流るゝ谷川なり、雨降れども水無く時過て流れ來る故、斯くの如く唱ふといふ。

和田故城　　春臺

數里啼鶯[illegible]國、雲掃若山殘雪蕾、山花不避兵戈地、追逐春風斷續芳。

小川（ヲガハ） 和田の東にして、井原村とも曰へり、小川は庄號なるを、今村名に稱す。

井原石龕寺　　春臺

靈區丹[illegible]、來過釋氏居、像[illegible]、字古[illegible]、一將[illegible]中[illegible]、三軍[illegible]、[illegible]下、遠[illegible]。

石龕寺（セキガン）（イハヤ） 丹波志云、井原石龕寺は眞言宗を奉し、土俗岩屋と呼ふ、本尊觀世音、天正の兵亂後、寛永年中再興す、奥院を足[illegible]門の祠と云ひ、從[illegible]の鎭守とす、昔觀應の亂に足利將軍尊氏都を落ち、義詮公は仁木兄弟相添へ二千餘騎にて當山に籠りたまふ、其事太平記に見ゆ、此時義詮公より小川庄三百町を寺領に寄附せらる、

太平記云、正平六年、足利將軍へ立歸り給ひて、桃井合戰に打ち負けぬれは、西國へと志を給ひ、御子[illegible]中將殿に仁木左京大夫頼章、舍弟右京大夫義長を付副へて、二千餘騎丹波に井原石龕（イハヤ）に止める、此岩屋寺の衆徒元來無貳の志を存せしかは、城郭の便もよく覺えたる上、荻野、波々伯部、久下、長澤一人も殘らず馳せ參りければ、丹波國小川庄を當附せられ、永代の寺領にぞなされける。

久下（クゲ） 舊庄號なり、和田小川の東にして、多紀郡に接す、南は播州多可郡とす、今久下(谷川)上久下(上瀧下瀧)の二村と爲る、初め武州の士久下氏食邑を此に賜り來住、子孫本州の著姓と爲る、久下の庄名此に起る、久下氏は太平記に多く見え、波多野氏起るに及び衰滅す。

谷川（タニカハ） 久下の首里なり、多紀郡の久下川此に至り佐治川に會し播州に入る、坂鶴鐵道篠山より谷川を經て柏原に達す、亦一要驛とす。

延喜式高倉（タカクラ）神社は谷川に在り、久下二村の產土とす、常勝寺と稱する天台の一院又此に在り、又慈日寺は上久下村大字太田に在り、天授中僧休山開基、細川賴之の創建とぞ。

佐野（サノ） 今沼貫（ヌヌキ）村に屬す、和田の北にして、新井村の西に接す、佐治川其傍を流る、佐野の南に大堤あり、朝坂堤と云ひ、石を以て築く。

太平記に「山名伊豆守時氏、子息右衛門佐師氏五千餘騎の勢を率して、文和三年十二月十三日、伯耆國を立ち、丹波へ懸りて、仁木左京大夫頼章が佐野の城に楯籠りて、我等を支へんとするをや打ち落すと評しける」云々、當時頼章の據れる地卽此とす　丹波志云、高見（タカミ）城及佐野城と呼ひ、佐野村の奥にあり、城の麓まで廿町、又半まで二十丁許り登る、古城主仁木伊賀守なり、二代伊勢守の時沒落す、仁木の後赤井新五郎居住す、天正七年黒井城と同時に明智光秀攻落すと云ふ、本丸平地凡二十間斗、其次段々に四段あり、三方少し低き尾崎に郭[illegible]これあり、

(高見山)

沼貫鄕（ヌヌキ） 和名抄(高山寺本)氷上郡沼貫鄕ゝ〇今沼貫村是なり、井原鄕の北にして、稻畑佐野新鄕等に大字あり、延喜式奴奴伎神社は稻畑新鄕の兩所に之を祭る。

神祇志料云、奴奴伎（ヌヌキ）神社今沼貫莊稻畑村にあり、古へ佐野村高見山にましゝを、後今地に遷奉る、山下に沼池あり、傳云ふ[illegible]天皇の朝、沼池の水を開墾ことを得るは、此神の冥護に依て初瀬山を切割り、皆神の保佑也、仍て奴奴伎大神と云ひ、又沼池大神とも云ふ(奴奴伎神社由緒書)

丹波志云、沼貫新鄕の後野（ゴヤ）には赤井伊賀守同弟和泉守、

其子新五郎住すと云ふ、今の高にして五万石程の領主となり、天正七年六月十五日、明智光秀責寄せ、己の刎落城せり、伊賀守は大手にて打死、則ち其所残る、黒井城主赤井悪右衛門は伊賀守の子なり、新池村より南西の山続は、後野の谷入口なり、城跡凡二町四方なり、今猶さなり人家あり。

高山寺（カウサンジ）

今葛野村に属す、柿芝郷の西南、三原の東なる山嶺に在り、弘浪山と称す。天平中法道仙人の開基、其後日向上人と云僧登山し、銀杏樹の下に座禅し、十一面大士の霊感を得て中興すとぞ。佛殿仁王門は古律宗なり、城跡を城谷と字す。（丹波志）

大日本史云、建武元年、児島高徳與荻野朝忠、逐守高山寺城、延元元年、仁木頼章在丹波、據高山寺城叛、二年、江田行義出于丹波、與安達本荘氏協謀、起兵高山寺、應吉野、興國六年、先是荻野朝忠降於足利氏、以事怨之、高［?］因結朝忠、則以叛焉、鋒氏聞之、發兵攻朝忠高山寺城、朝忠出降、正平六年、但馬人奉陸良王、而入丹波高山寺城、本庄平太本荘平三奉之、略定但馬丹波、進至播磨、與赤松則祐戰於曽山、平太平三戰歿、陸良走河内。

（高山寺城址）

葛野郷（カドノ）

和名抄（高山寺本）氷上郡西縣葛野郷、訓加止乃。今葛野村存す、新庄、三原、三方等の大字あり、佐治川の西側なる一山谷を占め、沼貫の西北に隣る、三原の内尾明神は高山寺の鎮守也。

達身寺（タツシンジ）

葛野村大字下に在り、十九山（ツツ）と称す。丹波志云、達身寺、本尊弥陀座像六尺五寸、脇侍の諸佛長六尺以下二尺五寸までの像百像あり、往年本尊再修の時像銘を見しに、建久三年施主藤原氏女とあり。

黒見（クロミ）鑛山は三原の黒見谷にあり、花崗岩を基礎とし、深造岩と火成岩との接合面、若しくは其近接の處に於て鑛脈を發生したるものゝ如く、層形なる山側の右側に連なれる鑛脈三條あり、最上鑛は百分の十以上の銀量を示したりと云、然れども其下鑛は萬分代の量を示すに由り、營業上の收利如何は今日に於て判定し難し、鑛石の品位に於ては生野諸鑛山を除き、三丹地方に多く其類を見ず。（地學雑誌）

（黒見）

永承の大嘗會屏風の歌、丹波國白銀山をよめる、匡房の歌「白かねの山のかひなるうめの花よろつ代經へき匂ひこそすれ」とあり、白銀山今詳ならず、丰基所風土記に氷上郡金山と注すれば、黒見鑛山などの古號にや。

石前郷（イハサキ）

和名抄（高山寺本）氷上郡西縣石前郷、訓以波左岐 今成松村なるへし、葛野郷の東、沼貫郷の北なれど、葛野郷と相混亂せるに似たり。

成松（ナリマツ）

今成松村と云、舊保名なり、鎌倉明覺寺文書に「嘉元四年丹州成松保正籍院領」とあり、大字柿芝（カキシバ）は小驛市にして、柏原を去る二里、葛野谷の谷口にして、佐治川の畔也。

（柿芝）

氷上郷（ヒカミ）

和名抄、氷上郡氷上郷、訓比加美。○今柿芝の東北に氷上てふ大字殘り、油貝村に入る此邊なるべけれど詳にし難し、蓋石前氷上賀茂の三郷は狭少の區域なり、船城郷の西に隣る。○永禄天正の頃、美作國奉氏の族宗長此地に據り、氷上波多野氏と稱し、西丹の一豪なりき、丰基所風土記氷上郡の名勝、

上田村、金山、岡倉山、稲幡村、玉纒山、必樂里、千田村、稲津村、常樂村、竹田村

玉巻の大字は久下村に遺り、常樂（ジャウラク）の大字は成松に遺る、心樂は其訓さへ詳ならず。

竹井家日記、八上氷上御先祖の事、永禄年中、百七代の帝御即位の節、日本亂世の時なれば、規式も執行はるべきやうなし、氷上御館殿宗高公思召には、今亂世にて王威も衰へさせ玉へば、急ぎ道を正し天下へひびかせ玉ふことは、且は弓矢の冥加にて候とて、廣幡殿へ内談、關白殿へ申させ玉へば、叡慮更に淺からず、則丹波より米穀黄金白銀絹布土産大分の扮入なり、規式も取行はるる御願まで叶ひ遊ばせられ、御出、奉行には、荒木［?］部大輔氏好、荒木山城守氏綱、江田兵部［?］、大輔左近氏忠、赤井悪右衛門尉直正之を勤め申候、御［?］位も宗高は丹形の孫公も、氷上御館殿も上洛、人數一万二千と申候、其時丹形も氷上殿も正四位に叙せられ云々

（常樂）

賀茂郷（カモ）

和名抄、氷上郡賀茂郷。○今油貝（ユカヒ）村、賀茂里也、別に鴨庄村あれど高山寺本に因れば、此郷は伊中氷上の間にして、鴨庄と隔つ（油貝とは古世と改稱す）

伊中郷（イナカ）

和名抄、氷上郡伊中郷。○今油貝村是なり、本郷近世井中に訛り大字に井中の名を存す、本郷又油貝庄と稱したり、後に之を村名に用ゐる、大字油貝、香良、稲山、鴨内、御油（ゴユ）等あり

匡房

ゆら山の麓の松のまつかひに立よる人も千代をこそ待て、（夫木抄名寄）

神野神社（カムノ）

延喜式に列し、賀茂明神とも稱す、今油貝村大字御油に在り。丹波志云、御油（ゴユ）庄の惣社賀茂明神は、往古關通寺山に在りしを、彼寺を開創の時、社人其山林を寄附して社を御油に移す　神祇志料云、按に中右記、元永二年に鴨社の神領は丹波御厨より調進る例あるを、鴨禰宜惟季の時、加美の御厨を立てより、二季に奉る由見え、新抄格勅符に天平神護元年、鴨御祖神に丹波十戸を奉ることあり、鴨縣主系圖に惟季は嘉保中の人なる由あるを合せ考ふるに、賀茂御厨は古より本國にありけむ、其は賀茂神と神伊加古夜比賣との御緣によれる事なるべく、其神戸を奉るも此故なるを、堀河天皇の御世殊に神野の御厨を立らると見えたり、又國人傳云ふ、永徳二年神野山に一寺を建て、永谷山關通寺と云ふ、此寺に所藏の應永三十一年寄進狀に、加茂新宮禰宜能棟の名ある又當社に由あり、是に據て推考するに、本社も桑田郡神野神社と同

（御油）

じく、伊加古夜比賣を祭る也。

圓通寺（エンツウジ） 油良村大字井中に在り、曹洞禪家の一本寺なり、後圓融院の勅願所也、莫中は將軍尊氏の四子、勅諡圓成國師と云ふ、莫中開創の後、天正の兵亂に寺領一千餘石の田を失ひしも、寛永中寺境の朱印を下賜せられ、五山格式、莫中一派の本寺とせらる、又禪家丹播但三州の觸頭たり、末寺は二百有餘とぞ。

油良（ユラ） 今村名に轉ずれど、又大字油良存す。丹波志云、油良の北村に別所豐後守吉治舊栖、凡一町四方あり、父は播州三木の城主にて、明智光秀が爲に害せられ、後德川家より此所を賜ふとなり、此豐後守吉治は大坂邊に流浪して居たり、吉治の伯母は源秀忠公に御乳を上げし女なり、依之其身の望みもありやと尋ね玉ふ時、彼乳婦申上けるは、私家は赤松同心が末なり、何卒家名を立てさせられんことを願ひ奉ると申す、則ち聞届けられ別所家を立てられ、丹州に二万五千石を下賜、甥を大坂より呼寄せて家督とし、豐後守吉治と名乘る、于時慶長年中なり、然るに吉治後驕慢の行ありければ、寛永四年所領沒收せられしと（一說、別所吉治の所邑は何鹿郡綾部なりしと云ふ、丹波志の說疑ふべし）

香良（カウラ） 今油良村の大字なり、俗に河原谷と云ふ、延喜式加和良神社此に在り、又岩瀧寺あり、眞言宗本尊不動明王、石佛を岩洞の中に置く、洞高五間橫幅二間、山色眞に畫圖の如くなり、三如來寺、圓信寺の二精舍も其邊に在り、東嶺を五臺山と云ふ。

芹田（セリタ）神社は延喜式の官社なり、今油良村大字鴨内の宮谷に在り。

蘆田（アシダ） 今蘆田村と云ふ、油良の北、佐治の東なり、東蘆田に高倉明神あり、西蘆田に井の宮夷神と呼ぶ祠あり、延喜式蘆井神社は是なるべしと云ふ（丹波志本國官社考證）

（赤井）

蘆田氏は西丹波の舊姓とす、赤井流系圖によれば、信濃源氏米持三郎家光、蘆田判官代と稱し、丹波に移り、其子道家丹波半國の押領使たり、其孫蘆田八郎朝家、承久の亂に宮方と爲り所領沒收せられ、甥又五郎時榮住野に居り、弟氏家は多紀郡黑岡に移り、朝家の子爲家は赤井に移る、赤井某家に至り足利氏に屬し、赤井氏是より大なり、天正中、赤井（アカヰ）惡右衞門直正、其子惡七郎直義に至り其家亡ふ。（赤井と云ふ地名今亡ふ、蘆田の小名なるべし、再考をまつ）

（栗住野）

丹波志云、古城、西蘆田の支村栗住野（クルスノ）に在り、享保年中迄は四方に二重の石垣橫四間の外堀あり、今はなし、赤井蘆田九郎爲家住居す、仍て九郎住の城と云ふ、夫より七代相續し、赤井左衞門の次男を養子とし、二代目天正年中に蘆田五郎左衞門小兵衞といふ兄弟あり、此時此谷に三十六人の地侍ありしが、皆明智光秀に誅戮せられ、赤井兄弟は逃散せりとか、三十六人の首塚遺る。

佐治鄕（サヂ） 和名抄、氷上鄕佐治鄕。○今佐治并に蘆田神（シ）樂（ソラ）遠坂の四村に當る、本郡の北限なる大鄕なり。延喜式に佐治驛と云ふは此を經て、但馬朝來郡に通せる山陰道を指す、又同式に佐地神社を載す、是は今佐治村大字小倉（オグラ）に鎮座す。

（小倉）

應仁記云、太田新左衞門宗朝差下され、丹波國に亂入ぬ、宗朝は丹波國佐治の青垣山に陣をとり、佐治蘆田は不及申、大山あたりまで打したがへけり、下の口よりは垣屋越中守同平右衞門尉大將として、河口和久邊まで亂入ける處、雜說在て合戰はしかくくとなかりしか共、但馬へ引退ぬ ○按するに佐治氏は足立（又安達に作る）とも云ひ、鎌倉家人にして、太平記に散見す、其城柵址は佐治驛并に遠坂村大字山垣に遺り、丹波志に天正の頃足立彥助政基明智氏に攻め落さると曰へり。

高源寺（カウゲンジ） 佐治村の小倉に在り、嘉暦元年僧祖雄開基、元和中僧省我中興す、眞言律の教院たり。丹波志云、高源寺は俗に岩尾と曰ふ、開山遠溪、中興圓空、佛殿の上に岩洞あり、東方に石壁削立す、遠溪和尙は足立光基の三男にして、德治元年十九歲にて落髮し、唐の天目山に至り、三年にして歸國し、本寺建立ありしといふ、天正の頃まで寺盛大にして、末寺一千ケ寺に及ぶといへり、天正の亂に燒失す、古の本堂跡は礎石のみ殘れり、今の高源寺本堂は往古の奧の院なり、和漢三才圖會に此寺の說あり、妙法寺は日蓮宗、同く小倉村に在り、寶物に遠溪南都興福寺より傳來唐物の涅槃像あり、是は高源寺より當寺に納むとぞ。

神樂（シムラ・シグラ） 佐治の西なる山中を神樂谷と云ふ、今村名に轉ず、大字檜倉、稻土、大名草等あり、但馬の粟鹿山、生野、黑川の山嶺と相接界せり。丹波志云、佐治神社は俗に志年長大明神と稱す、慶長六年奉納の鰐口の銘に、神樂大明神に作る之より、西に入れる山村を神樂谷と曰ふ、奧の高峰は播但の國界にして、三國嶽といふ、登ること五十町にして、南方に池水を見るべし、檜倉（ヒノクラ）山には昔銀を產出したりとつたふ。

遠坂（トホザカ） 今遠坂村と云ふ、佐治驛の西北にして、但馬粱瀨（ヤナセ）驛に至る四里、其分水界即遠坂峠とす、佐治山峠とも呼ぶ、峠より柏原の治所まで凡七里。

佐治川（サヂ） 源を遠坂峠神樂谷に發し、東流蘆田に至り、南に折れ和田驛の南に至り久下川を容れ、播州多可郡境へ入る、（此に至る凡十里）即加古川の源とす。

丹後國

丹後國（タンゴ） 東は若狹、西は但馬、南は丹波、北は海に至る、面積凡八十方里、今五郡に分ち、京都府治に屬す。其丹後海灣は若狹灣と相通じ、尙深入して宮津舞鶴の二灣を爲す。

(北丹)

丹後は和名抄太邇波乃美知乃之利と註し、續紀、和銅六年丹波の五郡を割きて丹後を置かれしも見え、郡數今に至りて變易せず。後人國名を丹州、また北丹（ホクタン）と改修するものあり。

加佐郡

加佐郡（カサ） 本州の東偏にして、由良川舞鶴灣の二地勢に分る、今面積十方里、二町二十三村に分つ、人口六万。○本郡は和名抄十郷に分つ、天武紀、白鳳五年の條には、丹波國訶沙郡爲次（スキ）、トに言ふ由見ゆ、即此也、加佐の名は古に聞えず、蓋與謝の分地ならん。

(舞鶴)

大浦（オホウラ） 加佐郡東北なる海隅の總名にして、今東西の二村に分つ、北は海（若狹灣の一部）東は若狹大飯郡、西南は舞鶴、南は朝來村とす、博奕（バクチ）成生の二岬角あり。

大内郷（オホウチ） 和名抄、加佐郡大内郷。○今詳ならず、大浦などにあたる歟、大浦朝來は古郷名を缺く。（凡海郷を參考）

田井（タヰ） 今成生、野原（ノハラ）、河邊等と合せ、東大浦村と云ふ。海臨寺、禪宗、佛堂寺開基、元中六年創建、田井に在り、笠原（ノハラ）神社は延喜式に見ゆ、今田井の西野原に在り、河邊（カハベ）は康正二年造内引附に「丹州安國寺、貳貫文、河部村段錢」とある地なるべし。

(河邊)

成生埼（ナリフ） 田井野原の北、海中に突出凡五十町、其稍端は岩崖角を成す、伊根浦の龜島と相對して、丹後海灣の東角にあたる、成生埼の東僅數百間を隔て、毛島（ケシマ）と名くる岩嶼あり。

冠島（カムリシマ） 丹後海灣の門口に當る小嶼なり、成生埼の北四海里半（龜島の東五海里半）一名息（オイ）島と云ふ、方十町民戶なし、木竹叢生す、冠島の北岸に近接して立神と稱する礁柱あり、波際に矗立す、高十丈。沓島（クツシマ）は冠島の北一海里、宮津府志云、沓島はめぐり二十三町、鷹隼此に巢くふ、年々田邊の人行きて之をおろすとなり。

(沓島)

海九景浦　　笛浦
舟放空明無所依、一瓢取醉趁殘暉、水程到處風煙貫、
漁網隨從老島歸、

神祇志料云、凡海島跡、今與謝郡與の島にあり、俗に辨天と云ふ、三代實錄、元慶四年、正六位上凡海神、葛島神、坂代神並に從五位下を授くとある者是也（今按凡海島は與島にて、葛島は沓島なるべし、坂代神不詳）

(與島)

博奕岬（バクチ） 成生埼の西南にして、舞鶴灣の外港由良（ユラ）の門戶に當る、今西大浦村大字瀬崎に屬す、孤島状を成せる一座の岡陵の北端なり。

中田（ナカタ） 今大浦西部の諸村と相合し、西大浦村と云ふ、中田は舞鶴灣の一支港に臨み、東大浦村の河邊（カハベ）と相接す。

朝來（アサク） 今朝來村と云ふ、大浦の南、志樂の北なる山村なり、康正二年造内引附に「拾貫二百文、三寶院御門跡御領、丹後國朝米村段錢」とあるは此歟。

志樂郷（シラク） 和名抄、加佐郡志樂郷。○今志樂村是なり、又設樂（シタラ）にも作れり、東鑑「建久六年、丹後國設樂庄」、又康正二年造内引附に「五貫文、白毫寺、丹州志樂庄段錢」とあり。

(設樂)

市場（イチバ） 志樂市場の謂にて、今志樂村の大字とす、舞鶴の東二里半、若狹街道に當り、西は舞鶴の支港に傍へり、市場の東二里吉坂（キチサカ）峠を以て若丹の國界とす、青葉山の西、山脈に當る。○丹州三家物語云、慶長五年の頃、細川忠興は若州を經て近江路へ打出んと、丹若の境なる吉坂を押れける、爰に若州熊川には近年關所有けるが、敦賀の城主大谷刑部少輔下知をくはへ、熊川の關所を嚴重にして、往來尤やすからさるよし聞えければ、忠興吉坂より取て返し、丹波路を山家（ヤマガ）へかゝり、很見へこそ出られける。

(吉坂)

金剛院（コンガウ） 吉坂の西、大字河原（カハラ）に在り、俗に鹿原寺金剛院と云ふ。○寺記に曰く、本寺は眞如親王天長中開基の古靈場なり、親王貞觀中諸州修行の後、遂に渡海入唐し、元慶五年の比天竺羅越國に於て崩御、其後侍臣親王其遺骨を彼國より御持歸り、當院西南の嶺に埋め奉り、今字王墓と稱す、天安年間文德天皇東田五百十町御寄附あり、永保年間白河天皇御再建、大治年間待賢門院の御願で三重の大塔は今も巍々然として、平忠盛奉行の銅の棟札を存す、此塔の正面には眞如親王の木像を安置し、搭の二方は山により二方木柵にして鳥居を建てたり、應仁三年武田伊豆守信賢禁制書を藏す。

(鹿原)

松尾寺（マツノヲ） 金剛院の北、青葉（アヲバ）山の麓に在り、志樂村大字松尾に屬す、西國巡禮三十三所の第二十九の靈場とす、一書若狹國と云ふ。○青葉山は丹若の州界に當り、安山岩より成れる死火山なりと云ふ、その形狀特異にしてよく、人の視目を牽く。○蓬嶺抄云、三十三所とは何ぞ（中略）第廿七番成相寺、一傑手半千手、丹後國にあり、次松尾寺、

(青葉山)

等身馬頭觀音、同國に在り、[illegible]立、七間四面の護堂作と云ふ。是久安六年[illegible]の[illegible]に由る。錢井西北紀行云、松尾寺[illegible]より登る半里、一條鳥羽兩皇の御持佛有し所にて、[illegible]觀音の[illegible]、此邊は寄進し、觀音堂の前に高七八尺許の石燈[illegible]、曾に[illegible]れて見えさる事おほし、石燈[illegible]の上に、二三尺もふ[illegible]つもるさ。西州投化記云、[illegible]建碑題詩「先生[illegible]徒倚處、遠從海島[illegible]氣奢、繞想天山樓上月、夜深呼[illegible]」[illegible]貫[illegible]、[illegible]山、[illegible]以[illegible]之、到田邊途中、有[illegible]村、[illegible]、今[illegible]傳讃、蓋名共傳古也。

彌加宜（ミカゲ）神社

今[illegible]の西南、[illegible]村大字[illegible]に在り、延喜式に列す。古事記傳云、[illegible]の女、息長水依姫を娶りて生みませるを、丹波比多々須道之宇斯王と申す、丹波道主王と申す、[illegible]天皇の御世に四道將軍の一人にて、丹波道に遣さる、[illegible]加宜神社は此王の外祖神を祀りしならん。

椋橋（クラハシ）鄕

和名抄、加佐郡椋橋、[illegible]らん、高山寺本に椋[illegible]に作れり、今の[illegible]村與保呂村にあたる、志樂の西。

三宅（ミヤケ）神社は[illegible]村大字北吸に在り、延喜式内社の一也、倉橋村[illegible]の東北を與保呂（ヨホロ）村と稱す、[illegible]

（與保呂）

林谷と相界し、養老（ヤウラウ）山と名つく。

餘戸（アマルベ）鄕

和名抄、加佐郡餘戸鄕。○今餘内（アマリウチ）村是なり、大字餘部（アマルベ）存す、椋[illegible]の西、田[illegible]の東北にして、舞鶴灣の東岸也、大字上安（ウヘヤス）に延喜式高田神社在り。

舞鶴灣（マヒヅル）

水路志云、舞鶴[illegible]は由良川口の東方にありて、舞鶴港口の南角をなす、[illegible]は舞鶴の北東方にありて、舞鶴港口の北角を成す、北風の際は大浪[illegible]濟す、舞鶴灣は南方に深入し、形[illegible]大なり、東方に一支[illegible]あり。地誌提要云、舞鶴灣は東西一里南北二里、港口二十五町、深八尋、北に向ふ。本灣は近年[illegible]定せられて[illegible]、各種の設備は逐年完成せんとす、軍營は餘内（アマリウチ）村に置かるべしと。

（餘内）

舞鶴（マヒヅル）

今舞鶴町と云ふ、[illegible]野氏の時、田邊[illegible]を[illegible]、戸數二千、[illegible]を距る二十六里、[illegible]て日本海の第一要害と稱す。

田邊（タナベ）鄕

和名抄、加佐郡田邊鄕。○今舞鶴町等に中筋（ナカスヂ）村[illegible]所村等なるべし、東鑑に一[illegible]久五年、鎌田兵衞尉正清息女、以尾張國志濃幾、丹波國田名部、[illegible]」とあるも此地か。

田邊城址

今舞鶴町の東偏に在り、北は海濱に[illegible]、東[illegible]、[illegible]、天正年中[illegible]する所也、[illegible]一色氏の舊址に就き、之を起すと、慶長五年の亂に、西軍藤孝を此に攻め、兩月拔けず、關原決戰の前四日、藤孝城を出て、西軍[illegible]、[illegible]也、[illegible]自失、[illegible]其[illegible]子也、[illegible]せられ、宮津に入る、元和六年、[illegible]十二萬七千石に封[illegible]の二男高三に分與せらる、寛文八年に至り、京極氏滅封、但馬に移され、[illegible]守之に代る、三萬五千石、世襲して明治の[illegible]、[illegible]て改[illegible]名[illegible]、今の市[illegible]宮津府志云、田邊府志曰、[illegible]、一色左京太夫[illegible]、[illegible]は、山名[illegible]守滿幸[illegible]したりと、按ふに建武中、足利尊氏公一族たるを以て、一色兵部太輔[illegible]始て當國に封せらる、[illegible]は[illegible]光か子なり、[illegible]年中、山名滿幸丹波近國を領し、丹後一色か領地をも押領せしならん、明德二年、山名氏敗れ、滿幸は遁れ去る、翌三年再ひ一色滿範に賜ひしものなり、此時詮範には若狹今富の庄を賜ふ、又一色家代々居りし地は加佐郡田邊[illegible]、天正六年冬、織田信長公より當國を長岡兵部太夫藤孝に賜ふ、藤孝當國加佐郡大内に入、此時一色義道父子田邊の城に在り、藤孝の多勢に敵し難く、城を出て同郡中山村と云所にて、藤孝の[illegible]、父義道主從三十八[illegible]死す、五郎義[illegible]は此所を逃去り、與謝郡弓木村の山中に[illegible]て[illegible]、藤孝[illegible]て和を講す、後に於て五郎[illegible]て降參、藤孝信長公の命を傳へて誅之、一色[illegible]百年[illegible]を受しより、天正六年に至て十代二百三十八年にして、一色[illegible]、是に於て加佐郡八田の地に[illegible]、[illegible]を開きて[illegible]とす、今の田邊城是也。○丹州三家物語云、永祿元龜の頃より、當國殊に亂しく成て、既に天正の比は丹後一州を地侍共三十六人として分領し、海邊の者共は海賊を事とし、廻船を惱し、面々に掻上を構て城主といはぬ者もなし、かゝる所に天正九年、細川父子此國に來りしより、同十年に丹州五郡悉手に入されば、降參の者共をさき[illegible]比に[illegible]して、皆家臣とせられける、[illegible]共、悉[illegible]して宮津[illegible]にて、其外國[illegible]所に城を立てらる、其頃[illegible]には[illegible]立[illegible]八人有けるが、藤孝家臣石寺治右衞門を[illegible]し、之を招降せらる、月を經て宮津には、藤孝、松井佐渡に[illegible]けるは、加佐郡の者ともが遲參せし條、汝はやく田部へ參れとありて、田部をさして[illegible]けるが、加佐郡の者を石寺[illegible]して來けるに、今[illegible]にて行あひたり、松井申けるは、石寺殿はこなたの舟に乘給てといひければ、石寺各へ目[illegible]して松井か舟へ乘移

むさせし所を、田部衆たもひけるは扱はわれ〳〵を鐵炮にて打ものよと心得て、石寺を一太刀に打はなし、海中へ突はめて、急ぎ田部に酒飾る、松井佐渡大に怒て、藤孝へ此よし申ければ、さらば田部へ可向と、藤孝直に出馬有て、田部着陣せられしが、彼八人の地頭ども、各妻子を引つれて思々に立退、城々を捨ければ、何の手間取事もなく、加佐郡治りける、天正十年壬午の十月の事也。○北窓軍記云、慶長五年、田邊城主細川藤孝を攻亡さんと、小野木縫殿助、藤懸三河守、高田豐後守、別所豐前守、小出大和守、杉原伯耆守、生駒左近大夫等を先陣として、丹後但馬の勢を相副都合八萬三千餘人をぞ遣しける、其比子息忠興は東軍に在て、田邊城には藤孝の手勢計なるべし、勢の付ざる内に踏潰さんとて、八萬の軍兵十方より取圍て、七月廿日より九月十二日迄、晝夜を分たず攻戰ふと雖、城中嚴しく堅めて弓鐵砲石火矢を時雨の如く打かくれば、寄手も攻あぐんでぞ見えける、軍半のよなるに、其比公家にも殿上にも古今集の傳授中絶して、天子にも御傳あらせ給はざる所に、藤孝入道玄旨法印が身に在りければ、若藤孝討死せば日本の神道歌傳永く絶なんと、辱も後陽成院歎き思召云々。田邊桂林寺は、天正年中、僧雄山の創建せる禪院也、朝代神社、は今舞鶴市街の鎭守とす。

（由里）（高野）或云、和名抄の高橋郷は今詳ならず、本郡に岡田村の首里を由理と云ひ、河邊村高野村の首里いつれも由里と云へり、由里の名義を詳にせず、或は疑ふ高橋は高野の誤にして、即田邊の南なる高野村歟と。又云、和名抄の刊本に田邊郷を田造郷に誤る。

（女布）今高野村大字女布（古訓メフならん）に延喜式目原神社あり、又隣村池内の大字今田に延喜式倭文神社あり、舞鶴の南二里にして分水嶺あり眞倉峠と云ひ、何鹿郡綾部山家に通する坂路とす。

凡海郷

和名抄、加佐郡凡海郷訓、於布之安萬。○今詳ならず、凡海とは海部の住居ならんと思はれ、延喜式に「丹後國生鮭三捧、十二隻三度、氷頭一壺、背腸一壺」と見ゆるは即此凡海氏の所貢なるべし、本郡にして北海の鮭の泝るは由良川なれば、今の由良村神崎村などにあたるごとし、本郡又大内郷あり、大内又凡の轉にして、海部の住郷なれば其名ある歟、或人云今の俗由良川邊を大内と總稱す、猶考ふべしと、

由良川

丹波音無瀬川（大雲川又は福知川とも云ふ）の末にして、本郡に入り、東北流五里、中山の南に至り北に折れ、二里にして海に朝宗す、其海口を由良港とす。

由良嶽

由良川の末、其西岸に峙立する峻峰なり、形状富士に似たれば、丹後富士の稱あり、即加佐與佐の郡界に當り、宮津の東方を歷す。

由良

（神崎）今由良村と云ふ、由良河口の左岸とす、右岸は神崎村と云ふ、延喜式奈具神社在り、奈具神の事中郡の條に參考すべし。水路志云、由良川一名大雲川、其口幅一鏈に滿たずと雖、之を過くれば其幅二鏈餘の處あり、水深亦二三尋ありて、丹波福知山迄舟楫を通ず、然れども口外に門洲ありて、水深一二呎に過ぎず。○益軒西北紀行云、由良の港に、俗に唱ふる山椒太夫が子三郎の墓あり、由良は民家三百、其石浦と云所に山椒太夫の屋敷の跡とて石の水船あり。○古事記傳云、仁德帝のよみたまへる由良之門は紀伊淡路の瀬戸なれど、丹後樣曾根好忠のよめるは丹後なり。

由良の門をわたる舟人梶をたえ行へも知らぬ戀のみちかな、（曾丹集）

過由良門　　笛浦

浦激風恬波不驚、松青沙白路分明、海門今日如平地、舟在歡人利外行、

中山

今東舞村と改む、由良の南一里半、河東に在り。丹州三家物語に細川家の時、有田四郎右衛門、中山の城に居ると云へり、又西北紀行に、國分寺址、彌勒堂遺る、此は山椒太夫物語に見ゆる舊跡なりとか、（一說國分寺址は和江村と云）延喜式麻良多神社は中山の南丸田村に在り、此村今八田和江と合同し丸八江と改號す。

志託郷

（九田）和名抄、加佐郡志託郷。今岡田の三村なるべし、下村に大字志高存す、由良川の南岸に添る、高山寺本、注之多加とあり。

大川神社

岡田下村大字大川に在り、延喜式の名神大社なり、大川志高久田美の三を下村と云ふ。

岡田

岡田由里、西方寺、漆原等を今岡田中村と云ふ、按するに山城國廣隆寺來由記に「村上今上皇女、以丹波國志高庄、爲藥師如來燃燈之料」とありとぞ、西方寺と云ふは如是の遺跡にあらずや。

地頭村今菅坂と合併して岡田上村と云ふ、延喜式伊知布西神社此に在り。

有道郷

和名抄、加佐郡有道郷。今有路上村、有路下村是なり、志託郷の西南に接す、又由良川の南岸に跨かれり。延喜式阿良須神社は上村の十倉明神即是なりと云ふ、有道と云ひ阿良須と云ひ、何少と名なり、高山寺本安里知と注す。

河守郷

和名抄、加佐郡河守郷。今河守は上下の二村存す、本郷は其河守下村（即河守町）幷に河東河西の三村を指すごとし、有道郷の西にして丹波天田郡の境界に接す、大同方に丹波神戸の川守築とあるは此地の方儲なりしごとし。

（川守）河守町、由良川の左岸なる山驛にして、關町とも云ふ、往時關棄の設ありしならん、細川家の時國侍上京總壽軒と云もの川守に在城して丹波口を押へたりと、又康正二年造内引附に「拾貫文、大和彌九郎殿、丹後國河寺郷内

殺錢」と見ゆ、河寺は河守の譌なるべけれど、大和氏と云者詳ならず。

鬼城山は河東村の南方に聳え、天田郡に渉る大山なり、山下の古刹觀音寺は河東の管内とす。

千原夜行作　　笛浦

凍雨漫天天濺墨、夜行不可手無燭、喚僮野店買松明、前呼後喝度山郭、上有裂石下深潭、一跌恐爲魚鼈食、有時地風火亦消、野鴞遶我啼林室、

神戸郷

和名抄、加佐郡神戸郷。○今河守上村是也、河守驛の北なる山村にして宮津に通ずる道路之に係る、伊勢太神宮の壔趾あり、近世専ら河守太神宮と云ふ、千丈嶽の東麓也。

河守太神宮　河守上村大字天田内に在り、此神戸は太神宮の廚たる由は、古書に明徴なしと雖、神社啓蒙に「與謝宮、在丹後國川守、所祭之神一座、今祠内宮者、近代之俗也」と論ずるに參考して古の列宮の廚たるを想ふ、宮津府志に河守の内外宮は、與謝宮に非ずと述べしは善し、然れども麿子王當國征伐の時、勸請とあるは信疑知れず、天田内の北に内宮御社あり、大字をも内宮と云ふ。

(内宮)

筑紫紀行云、元伊勢の社とて、嶮しき坂道を南へ下り行きければ、天の岩戸、拜殿、杉の荒木を以て造れり、鳥居をすぎて川の邊に至てよりは、道とみゆるものなし、たゞ岩の鼻に取つきて、三十間計り下り行けば小宮あり、此あたり谷川の中に岩多く、其瀬の水くだけたばしりて、いと清潔に漲流るゝに、兩岸には緑の陰森々として、誠に神さびたる所がらなり、内宮に至り拜し奉る、かやぶきの御有様、伊勢に同じ、此所を出て三丁許ゆけば、内宮町人家五六十軒、町中に宮川あり、町の出口に五十鈴川あり、天田内村人家六七十軒、即外宮の鳥集前なり、石段百四段を北の方に登れば、外宮の御本社、豐受太神宮御ぶきにて、南向に立せ給ふ。

(天田内)

與謝郡

與謝郡

加佐郡の西北にして、丹後の中央なり、宮津灣を腹心に抱き、東北に海洋を控す、今面積八方里、二町二十三村、人口五萬五千、治所は宮津に在り。

與謝は和名抄與佐と注し、七郷に分つ、雄略紀丹波國餘社郡に作る、又吉佐に作る。倭姫命世記并に神皇正統記に、崇神帝の時、天照大神を吉佐宮に遷幸なしゝ由見ゆ、蓋ふに與謝はもと海灣の名にして、之を陸上に廣及し、今の丹後の域内皆與謝の名に總へられしごとし、國郡當宗の際五郡に分ためへ(倭姫命世記眞經本紀等に、吉佐宮を與佐郡比治眞井原に在りと爲す、比治今中郡に存す)

(余社郡)

正倉院文書、天平九年但馬國正税帳に「丹後國與謝郡大領海直忌寸忍立」と載せ、本郡の郡領も海直氏なりきと云ふ、氏錄によれば火明命の系に出てし神別とす。

普甲山

本郡の南嶺にして、一名與謝大山といへり、半面は加佐天田の二郡に屬す、其一峰千丈嶽は最高峻にして、俗説に酒顚童子の栖と爲す者是也、山の東西に坂路あり、東なるは河守より宮津に通じ、西なるは金山より加悦に通す。

宮津府志云、神名帳與佐郡に布甲神社といふを載たり、此社今定かならず、古へ普甲寺とて大刹あり、京極公入國の砌、不幸の音を諱て、千歳嶺と改むへしと令ありしとかや、坂道險岨にして要害堅固なり、宮津府城の南鎭といふべし、俗に大山と云ふ、これを土人あやまり大江山といふなり、普甲寺の舊跡あり、古より京師の驛路之にかゝる、沙石集に丹後國普甲寺といふ所に昔上人あり云々と見ゆ、土俗の說に丹波の國大江山の凶賊酒呑童子の族、茨木童子は普甲の一峰千丈岳に栖めりとつたふ、國司保昌在任の比、源頼光と共に凶賊を誅戮せし與、栗田成願寺七佛藥師縁起には、推古帝の御字に加佐郡河守の三上岳に、英胡迦樓夜叉土熊と云三鬼多くの惡鬼を集め人民を害す、麿子親王之を征伐して三鬼を誅し玉ふ、其時、土熊をば末世の證にとて千丈嶽の窟に封じこめ給ふと說く。

(千丈嶽)　(大山)　(大江山)

藤原保昌都へ上りて久しくかへり玉はさりければ

文送り侍るとてよめる　　泉　式部

待人は行とまりけりあちきなく年のみこゆる與佐の大山、(夫木、)

藤　光俊

春かすみたちわたる也橋立や松原こしのよさのおほやま、(名寄)

今昔物語に、丹後守保昌が赴任の時、與謝山にて平致經の父平五大夫に逢ひける、武勇の逸話あり。西北紀行云、大江山は土人之をは御嶽と稱す、その麓に池あり、長四十間横廿間許り、馬場の跡あり、其邊に礎石殘れり、是酒顚童子が住みし所なりと云ふ、山上に岩窟あり、入口方四尺許あり、蔦蘿生茂りて人の行事不自由なり、酒顚童子は古の盜賊なり、夜叉の形をまねて人をおどし、人の財寶を奪ひ人の婦女をかすむ。○今按、御嶽は天田郡三岳村に屬す、普甲山の西南なる別嶺とす、(不審)

布甲神社　延喜式に列す、今上宮津村大字小田に在り。神祇志料云、此社今富久の神と呼ふ、舊址は普甲寺山の窟是也と。應仁記に、山名入道の被官、垣屋平右衛門丹波へ發向し、普甲寺山に陣を取るとあるも此とす。

(小田)

神戸郷

和名抄、與謝郡神戸郷。○今上宮津村是也、宮津の南に接し、加佐郡の神戸郷と普甲峠を

(宮)鶴)、大字に宮と云ふ名のこる、即時戸の府址なるべし。府志、細川藤孝、當國入國の時、宮村居之國八幡山に居住す云々、これ一色の後が弓木に居を攻し前後の頃なるべし、天橋記に、天正五年(五年は六年の誤なるべし)三月入國、八幡山に城取りあり、然、城構を構へずと、此說是也。

宮津鄕（ミヤツ）

和名抄、與謝郡宮津鄕　○今宮津町、並に栗田（クンダ）村城東村なるべし、(城東舊名波路（ハヂ）と云ふ)

宮津は府の宮の津頭の義とす。

宮津（ミヤツ）

今宮津町は、舊村の二に區分す、其中間に宮津城址存す、近世本州の府城と稱し、富庶の名あり、戸數三千に上れり勝藩後稍衰ふと雖、尙一州の冠冕たり、京都を距る三十里。○方今規定の宮津開港の域は、片島鼻より日置浦に引きたる一線以內を限れり。

宮津客舍　　生田 積

灣々如畫繞村、山擁中衞日易斜、潮後涼颸時旬座、紅鱸唯當賞西瓜、

宮津城址（ミヤヅ）

宮津町の東偏にして、宮津灣の灣首に位置す、天正中細川與一郎父子の營造する所にして、慶長五年、京極高知入部の時、本封十二万石の治所と爲す、元和八年高知卒し、遺命して之を三子に分つ、長子高廣を宮津城七万五千石、二子高三を田邊、三子高通を峯山に封ぜらる、寛文六年、高廣の子高國罪ありて除封、永井右近大夫尙征之に代る、延寶九年阿部對馬守正邦、元祿十年奧平大膳大夫昌春、享保六年青山大膳亮幸秀、寶曆八年より松平(本庄)伯耆守資昌以降、明治に至るまで七万八千石の邑を治めたり。

丹州三家物語、一色信濃守、明德三年壬申の春の比、丹州へ入部なり、それより數代相續して、天正の頃ひまで百七十年の程、丹後の國主にておはしける、然に滿信が末葉五郎滿信は、宮津八幡山に在城しけるが、宮津次第におとろへて、天正九年の比、明智細川等に討れ給ひ、漂泊の身と成て、猶丹州與謝郡荒木といふわつかの所に居城なり、細川父子の人々、天正九年の三月、宮津に至り、翌年宮津の平地海によつて城郭を築れけるが、丹波の國より明智が人足多く來て、城普請を致ける、其約の事なれは、九年の五月に藤孝の息女を一色殿に嫁し給ふ、十年九月八日、五郎殿宮津の城へ聟入ありて、忠興一色を討給ふ、一色兼て大手の門外に、面目を辭して置けるか、門へ込入しを、細川家切て出、一色方に十三人枕を並て討れける、斯て細川殿もさすが聟の事なれば、死骸をは一色家數代の菩提所、大頂山盛林寺に送り給ひける、慶長五年、細川越中守忠興、宮津の城には家臣[illegible]原五右衞門と云者を留守居に殘し、關東へ出陣の時、上方の亂によつて、丹波但馬の諸大名大軍を引率して此國に寄來、田部宮津を攻けるよし聞ければ、[illegible]原五右衞門は田邊に何申やう、某今度宮津の留主を預り付候得共、小勢にて中々此城持かたし、懸に[illegible]城仕、敵の爲に[illegible]城せば、敵に威を增し候條城をは自燒仕り、其御地へ[illegible]可申由、羽檄を飛せて申ければ、幽齋いかにも納得して、七月十六日、五右衞門は宮津の城を燒拂ふ。○宮津府志云、細川藤孝入國の時、宮津八幡に城取ありと雖、樓櫓をかまへず、別に館を構へ之に居る、後家臣米田壹岐守宗賢を此館に留て、近隣の政事を執らしむと云、藤孝致仕、宮津に移り住て此館に居住ありしにや、この館は今の城地二の丸新御殿の邊に在しと申し傳ふ、慶長五庚子年、石田三成令して小野木等をして田邊の城を攻しむ、此時忠興は神君に從て東國に在り、藤孝(此時號幽齋)此由を聞て宮津の館より海上を經て、田邊の城に至りて防禦す、此始末諸軍記に見えたり。

日吉（ヒエ）神社　府志云、[illegible]日吉山王は往古よりの社なり、京極高廣公の時、此山の風景よきを愛し、別莊を作られし跡、後空地とす、永井尙長公の時此邊より少し山上に祠堂を建て、永井家四公の靈をまつらる、後に至て[illegible]に斷絶す、正保中京極公[illegible]の時、[illegible]中より寄しき銅器を堀出す、[illegible]○[illegible]式に列す宮津杉末（スギスエ）山の愛宕（アタゴ）山に在り。府志又云、如願寺は岩松山と號し、往時は大寺にして、一色氏の菩提所なりしが、開基は[illegible]上人と云ふ、智源寺は京極家の菩提所とす、禪宗也、一向宗[illegible]寺は開基を[illegible]と曰ふ、若狹小濱城主内藤伊賀守の五男にて、本願寺門徒と爲り、慶長五年の[illegible]田邊に於て[illegible]立す、幽齋公田邊籠城の時は、[illegible]して共に[illegible]す、此賞として其子[illegible]地に移て當寺を建營す、當國一向宗の棟梁たり。(末杉)

宮津灣（ミヤヅ）

此灣は波見崎と黒崎と相對して、其灣門を爲し、天の橋立に因て與謝海に界す、灣は南西に注入し、長さ五海里幅は八鏈乃至一海里三分とす、西側は概ね沙濱にして東側は岩礁多く、其北部は高嶺にして、其東入部は卑低なり、灣首は平坦にして宮津町之に瀕す、此灣は高さ千呎以上の高山環繞し、能く四方の風を保障し、且灣内水深十二三尋より、岸傍を以て淺し、灣口淺處に至るも六七尋ありて、一の障礙なし、實に安全の良港なり。(水路志)古名與謝の海と云ふ。

誰かために淑しそめけん與謝の海の濱に世をふるあまの橋立、(能因集)與謝の海はいまの身にあらねども雪間を過す程ぞくるしき、(曾丹集)

([illegible])

栗田（クンダ・クリタ）

今栗田（クンダ）村と云ふ、宮津の東北なる半島地なり、東南は由良嶽に至る、東面して一灣を抱有す、上司（ジャウシ）は本村の首里にして、小市街を成す。(同上)

府志云、栗田は足利將軍の世に、河島氏の據れる所也、

上司の高妻山に城址あり、又龍源寺あり、是河島氏の菩提所にて、寺附の什物并に河島宣文の畫幅あり、其賛曰

瀟然和氣具乎威儀入則遵心于山河島興出則挨愼于忠恕仁慈獨既係依清風一柄遁面憲光不映明月百八摩尼寄頭坐斷他斯阿誰喚將謂在家菩薩子由來了事丈夫兒

河島氏前備州太守安叟常洪居士肖像于男有孝女侶器勸秀適丁居士一十三回齊之次需賛詞因書

永正十年癸酉仲春初六日　景甫叟宗誌

延喜式久理陁（クリタ）神社は上司の北大字小田（チダ）の宿野（シクノ）山に在り、宿野山の背なる海濱を鳥喉（ヒマカゲ）と名つく、丹後海濱に灣首に當り、東北は冠島沓島より遠に越前の岬角を望むべし、島喉の北に黒崎あり、(卽宮津灣の門戸)東に無双（ムサウ）鼻あり、此鼻は博奕崎に相對す、島喉の西大字田井は宮津灣の東側に居る、延喜式多由神社比に鎭坐し、代表前崎（シロナガ）と云ふ。

水路志云、栗田灣は無双が鼻の西南にして、東に宿し灣入一海里九鏈濶さ一海里六鏈、灣首は宮津灣の東岸と山脈に由て分隔す、南北兩側は岩岸にして高きも、西側は低沙濱なり、灣首に上司町あり、灣内水深は十五尋より漸次五尋に減じ、泥底にして錨搔を最良なり、若し此灣中に錨泊せんと欲せば、灣の北西隅を可とす、此處各方の風を避け得べし。

曉の夢に見えつゝ梶島のいそこす浪のしきてたもほゆ、(萬葉)　宇合卿

按に梶島は八雲御抄に丹後と注し、契沖は宇合卿の丹後路に赴かれし事をきかず、筑紫路ならんと論ず、府志には田井の片島と名つくる岬鼻を以て梶島に擬す。

倉椅山（クラハシ）

宮津の西、橋立の南なる峻嶺なり、其西麓を石川（イシカハ）村と云ふ、卽古の物部郷なり、倉椅川は菅野田川とも稱し、千丈嶺の西北與謝村に發し、北流三里、岩屋川を容れ、東北に傾き、石川を容れて弓木陣に至り、與謝の内海に入る、總長五里。

橋立の倉椅山に立てる白雲、見まく欲りあかするなべにたてる白雲、(万葉)橋立の倉椅川の石の走はも、をさかりに我渡せりし石の走はも、(同上)

この謌歌は和州の倉椅なるを以、後世此冠辭橋立といふに附會して彼名を此に移したるならん。

物部郷（モノノベ）

和名抄、餘謝郡物部郷。○今石川村是なり、延喜式物部神社此に遺れり、又同式矢田部神社石川村矢田山の下に在りて、矢田荒神と唱ふ。

石川（イシカハ）

今石川村と云ふ、倉橋山の西麓にして、山田三河内の東なり。三家物語云、天正の比ほひ、明智日向守光秀お計ひとして、河北石見といふ者を大將に仕り、雜兵二三百はかりにて丹後の國を大事見に亂起ける、河北石見は先與佐郡石川谷に打入り、堡二三箇所攻おとし、其いきほひに國中を遵見せむとせしか共、國侍强して在々所々にて、河北が人數を討とめける間、河北石見はう／＼の體にて丹波をさして北歸りぬ

謁叡郷（アナエ）

和名抄、與謝郡謁叡郷。○今桑飼（クハカヒ）、與謝、加悅（カヤ）の三村なるべし、物部郷の西南にして、天田郡中山より千丈原を經て此に山道を通ず。(此郷ち延喜式の古驛路とす)

延喜式同阿知江神社は今桑飼村大字溫江（アツエ）の溫谷に在り、同式須代（スダイ）神社は今市場村大字岩屋に在り、同式阿知江石部神社は桑飼村大字岡石に在り、(按に謁叡阿知江は其音通ずるより推せば溫熱の意あるごとし、然れども此地今溫泉あるを聞かず蓋溫泉の湧出したるにや、再考を要す)

(溫江)

又同式大虫（オホムシ）小虫の二社並名神大、溫江の字蟲本（ムシモト）に在り、此神は文德實錄齊衡二年授位の事あり、丹後田數帳、正應元年神田十四町七段餘と見えたり(神祇志料)

(大虫神社)

與謝（ヨザ）

今與謝村と云ふ、桑飼の南にして、千丈嶺の西北麓也、延喜式宇豆貴神社此に在り、元亨釋書に如意尼、天長帝之姫也、丹後國餘謝郷人と云ふは此歟、古の與謝の郡家は山田郷なれば、餘謝郷と古書にあるも、山田郷なるべし。

加悅（カヤ）

小縣市なり今後野（ウシロノ）算所と合同し加悅町と云ふ、人口三千四百、古は加江なるをかく加也と訛れるならん、宮津を距る三里、康正二年造内引附に「四貫八百八十文、大竹寺、丹州賀悅庄段錢」とあり。

勾金（マガリカネ）

延喜式の古驛なり、本州唯一の驛所にして、丹波天田郡花浪より勾金を經由して、國府に通じたりと想はるれば、此驛址は加悅の邊に求むべし、或人云與謝村に金屋（カナヤ）の字遺る、勾金の遺名乎。

三河内（ミカハウチ）

今三河内村と云ふ、加悅の北に接す、南北を市場（イチバ）村と云ふ、三河内に延喜式倭文（シドリ）神社あり、今[illegible]明神と唱ふ、(神祇志料)近世三河内の地に銅鐸一口を發掘したる事あり。(人類學雜志)

山田郷（ヤマダ）

和名抄、與謝郡山田郷。○今山田村及び三河内市場等ならん、延喜式彌刀（ミト）神社は山田の彌刀谷に在り。人類學雜志云、明治廿二年、山田村の古墳より、銅環一、曲玉八、管玉八丈晶六角玉十一、瑠璃玉五、太刀二條を發掘したり。古風土記逸文に「郡家東北隅方有速石里」とあるに據れば、山田郷を郡家と爲すべし。

岩瀧（イハタキ）

今弓木男山の二村をも併せ、岩瀧村とす、山田の東、府中の西にて、與謝の内海の北岸なり。

弓木（ユミキ）

岩瀧の西なる大字なり。宮津府志云、弓木山は天正中一色五郎義俊の居る所とす、天橋記には一色五郎義清、天正十九年七月滅亡とす、諸書を按するに一色左京大夫義道、同五郎義俊、天正六年九月田邊城を出て、中山村にて細川勢と戰ひ、義道討死し、義俊切ぬけて弓木山に籠る、今弓木山に城跡あり、大地峠の右方とす、一色の古墓は府中村に殘る、一書一色の居城を宮津とせるは非也。

三家物語云、明智光秀は、當國に謀をめくらし、終に一色五郎を亡し細川與一郎の弾に仕る事を取持ち、一色細川兩旗にて堅固に治め給ひなば、始終然るべきのよし、光秀強て取持けり、一色殿は代々丹後の國主として、一色五郎義信は近年は宮津八幡山に居城たりしが、天正三年、父左京大夫卒去の後、國中の諸士五郎殿を背きける時節なれば、本意にはあらねども、流に棹さす心地して、光秀か計ひにぞ任らる、中郡竹野郡熊野郡は一色殿、與佐郡加佐郡は細川とさだめ、其上一色殿は與郡手つかひの待として、天正九年弓木の城へ移り、八幡山をば細川に渡さる。

板列（イタナミ）　今岩瀧村大字男（チトコ）山の舊名なり、康正二年造内引付に「五貫文、入江岡清殿、丹後國與波同東方段錢」とあり、板列神社は延喜式に列す。府志云、板波庄男山八幡宮は小野僧正仁海の勸請なり、仁海は密宗祖傳に與佐郡板波里宮道氏人也と載す、（釋書に與佐縣板浪里に作る）一説に板列神社は即八幡宮なりとも、又古社は男山と岩瀧の間にありしが全く荒廢すと。

(男山)

拜師郷（ハヤシ）　和名抄、與謝郡拜師郷。○今吉津村、岩瀧村、府中村是なり、即天橋立の四周に渉る、風土記逸文に速石（ハヤシ）里に作る、

丹後國風土記云、與謝郡、郡家東北隅方、有速石（ハヤシ）里、此里之海、有長大石（イツキ）前、長二千二百廿九丈、廣或所九丈以下、或所十丈以上、二十丈以下、先名天椅立、後曰久志（クシ）濱、然云者、國生大神伊射奈藝命、天爲通行、而椅作立、故云天椅立、神御寢（クシ）坐間仆伏、仍怪久志備坐、故云久志備濱、此中間云久志、自此東海、云與謝海、西海云阿（アソ）蘇海、是二面海雜魚貝等住、但蛤乏少、

(速石)

天橋立（アマノハシダテ）　〔釋紀〕

橋字椅又梯にも作る、宮津灣（古名與謝海）の西側なる四洲状の沙嘴なり、沙嘴に抱擁せらるゝ淺水を内海（古名阿蘇海）と云ふ、狹水道を切戸（キレト）（古名久志之渡）と云ふ、切戸の南なる小沙嘴を久志濱と云ふ、宮津市街の北一里許、其久志濱は吉津村大字文殊の管内にして、天橋立は府中村江尻の管内とす。地誌提要云、天橋立は別名子日（チノヒ）岬、沙洲横出する廿七町四拾間、幅卅二間、南端文殊村に對す、蒼松一帶、蓊蔚畫の如し、松島嚴島と共に皇國の三勝と稱す、其灣を岩瀧港と稱す、東西一里南北一里餘、深十一丈東に向ふ、港口は極淺僅に小船を通す。

天橋立の長、古風土記に二千二百餘丈とす、今尺を以て論ずれば丈字は尺の誤なるを知る、廣九丈以上廿丈とあるは大略今尺に合ふ、此沙洲の奇勝は風土記已に早く之を錄し、釋紀には之を援きて神代開闢の天浮（アマノウキハシ）橋即此と論ず、亦後世の一想のみ。萬葉古今には此地の吟詠なし、村上朝以後に多し、其三景の目の起りしは甫近世の事たるへし。

(與佐内海)

村上の御時、菊合日記云、大盤所の方のつぼに、二番のかた菊の花いときたなく成にければ、天の橋立のかたを造りて、松につけたりける歌、

うつろはぬ松につけてや橋立の久しきよをばかぞへわたさむ、〔名寄、名所補翼抄〕

式部丹後國にくだりける時、上東門院ぬさなど給はず稱に、はし立を馬にのりたる人有とて、そへられける扇に書附させたまうけるとなん、

秋霧のへたつる天の橋たてをいかなるひまに人わたるらん、〔同上〕

打わたし岸邊は浪に崩るとも我名はつきじ天の橋立、〔曾丹集〕思ふことなくてや見まし與佐の海の天のはし立都なりせば、〔赤染集〕神代よりかはらぬ春のしるしとて霞わたれる天の橋立、〔續後〕　太上　天皇

慶長五年、烏丸國慶阿野羽林など橋立見に供奉して、當坐のうた〔衆妙集〕

(橋立)

たよりありて待たれし雲の上人も今日踏初る天橋立、

澤庵和尚、但馬國入佐山に在りし頃、此地へきかりて橋立のけしきをながめしに、雪の降りければ、

ほと〳〵とふるやあは雪茶筌松、　　芭蕉

ひと聲の江に横たふやほとゝぎす、

橋立に吹飯（フケヒ）と云ふ小名ありしに似たり、

橋立やよさの吹飯の浦千鳥遠よる沖にさゆる月影、〔續千載〕衣笠内府

與謝海　　栗山

風自西極動、波接北溟平、空裡天橋起、波中寶刹明、浦煙飛岸樹、岳市雜津城、如借扶搖使、圖南九万程、

舟中望天橋　　拙堂

神斧所斷地天通、長椅障在滄海中、松被樹身作鱗鬣、蜿蜒臥波万丈龍、截海爲湖三十里、波光嵐靄媚遠空、客舟宛如遊山舫、峰巒開繞分淡濃、晴天眺望本應好、陰雨亦是奇不窮、松洲欽嵩双眦裂、指點處無是仙蹤、浦島仙子肩可拍、一棹冷然御長風、西湖堤橋本人造、白傅蘇公枉費功、何若神設與鬼造、天然布置匠心工、

磯清水（イツシミヅ）　橋立内外の濱、明神祠の西に在り、海潮に近接すれども鹹味を交へず、甘泉と謂ふべし、延寶年中宮津城主永井尚長公井欄を設け、林祭酒をして井記を作らしめ石を立てたり、犬堂碑と同時の事なり、内外（ウチト）の濱とは東西に海潮を湛ふる地なれば此稱あり、或詩句には碧海中央六里松と曰へり。

(内外濱)

與佐の海内外の濱に浦さびてうき世をわたる天のはし立、〔曾丹集〕よさの浦松の中なる磯しみつ都なりせば君も汲みみむ、〔衆妙集〕

切戸（キレト）　今吉津村大字文殊の海濱を云ふ、もと橋立の南なる狹水道の名にして、又其南なる濱岸に及ぼして切戸濱と呼ふ、風土記逸文に久志又は久志備濱と云ふに當

(久志濱)(九世戸)

る、中世には九世戸(クセト)と唱ふ、久志門の訛れる也、今切戸又は喜瀬戸(キセト)と呼ぶ。

拾芥抄、神社考云、智恩寺、丹後九世戸文珠、天龍六齋供燈明。○丹州三家物語云、細川幽齋藤孝は天正の初より丹後へ入り、國内を打定め二十餘年の領主なりしが、慶長五年豐前へ國替せらる、幽齋は此國住馴れて家をも與したる國なれば、名殘多くや覺しけん、犬堂を過るとて天橋立をながめて、

立別れ松に名殘は惜けれど思切戸の天之橋立。

文珠閣

文珠閣秀枕清漣、成合寺遊簫蕃烟、秋湖一碧平於席、沙際人呼賽佛船、　五瀧

按に海上に燃る陰火を龍燈といふことは、古きものにはいまた見及されとも、龍宮より佛に供する燈火といふ意なるへし、然れは近古になりて、僧徒等か口より言出したる名目にてもあるへく思ふゝなり、凡龍燈と云ことは肥後國八代のみにかきりたる事にてもなく、丹後國與佐の海中より火出て、久世戸の文珠堂の松に掛ることもあるを、はやくより龍燈といふ故、猿樂の能に久世戸といふは、龍神燈籠を捧出て、松の枝に掛置仕形をなすことなり、八代の龍燈も海より出て宮地山の悟眞寺の松にかゝる、其松を龍燈松といふと云ひ傳ふ。(肥後國誌)

與謝宮址(ヨサノミヤ)　今の切戸文珠堂の境域なるへしと云ふ、近世まで其祠を遺しゝを、橋立に移し、改めて橋立明神といふとぞ。(宮津府志神祇志料)是れ崇神帝の朝に、天照大神の暫時鎮坐しゝ所にして、一に吉佐(ヨサ)宮に作る、豐大神此に御出して、眞井(マナヰ)原又比治山に天降坐せる御饌都神の大饗をうけたまへる故跡とす。比治原宗像神社を參考すべし、伊勢內外宮の關係蓋此に起る。

倭姫命世紀云、御間城入彦天皇、殊立磯城(シキ)神籬、奉遷天照大神及草薙劔、令皇女豐鋤入姫命奉齋焉、然後隨太神之教、國々所々に大宮所を求給へり、卅九年、遷幸但波之吉佐宮、積四年奉齋、此歳豐宇介神天降坐、奉御饗、從此更好國求給。豐受皇太神御鎮坐本紀云、天照太神、遷幸但波之吉佐宮、今歳、止由氣之皇太神結幽契、天降居之。

(切戸文殊堂)

智恩寺(チオンジ)　切戸に在り、文珠堂(モンジュダウ)とも云ふ、創建未詳、寛永年中僧別源再興し、禪院と爲し五十石の田祿を給せられき、本尊師利は古來靈佛と稱し、其縁起あり、本堂、多寶塔、無相堂(地藏を置く)等あり、天橋立の南方なる岸頭に建ち、遙に成相寺に對し、以て畫中の景物を添ふ。

宮津府志云、智恩寺記曰、當寺者神代開闢之地也、天橋記曰、延喜四年、智恩寺々號を賜、及莊田を賜、其後四百餘年を經て、曆應年中、嵩山禪師住侶となる、是禪刹之始也、寛永年中、國主京極高廣公別源禪師を請し住持せしむ、是より濟家の妙心寺に屬す、文珠堂、明曆年中改造、禁裏より修理料を賜ふ、傳來の文書皆寺に納むと、今按、一說に曰、今文珠堂の地は、往古與佐宮の舊跡也、文珠堂元波(ハ)頭(ヅ)村にあり、中古已來今の地に移ると云ふ、又宮津古記の說、別源禪師より五代雲山和尚の代に、與佐の宮舊跡に殘りたる社を、橋立の濱崎に移し、橋立明神と神號を改めしとあり、多寶塔は、明應年中、府中城主延永修理進の造立なり、石地藏二軀あり、康永元年の銘を見る、鐵盤には正應三年の銘を刻む、濱口最古なり、銘曰、

至治二年壬戌十月十六日海州首陽山靈隱寺云々

縁起一巻、雪舟記の筆とつたふ、醉翁錄一巻、文明十八年相國寺□□撰とあり、其他古書文書多し。○淡海地志云、小笠朝經入道し、澤蔵軒宗益と號す、管領細川政元に屬し、畿內近江の敵を退治して功あり、永正四年、兵二萬を以て丹後に入る、たまく政元か西岡六に弑せられ、丹後國徒蜂起、朝經軍大に敗る、朝經力盡き文珠堂に入り最期を決す、一族門葉八十二人之と共にして自殺す、朝經割腹、腸つかみとりて堂の天井に投附けたりとぞ、近代の猛將なりとて、當時世に名高かゝりき。

(犬堂)

海岸寺(カイガン)犬堂は、文珠堂の南にあり、延寶中建碑、その記に曰く、(府志)

丹後國九世渡文珠堂、近邊有寺曰海岸、傳稱、昔海岸寺僧、兼管文珠堂、其僧畜養一犬愛之、此犬每日自海岸寺、往來文珠堂、累年犬死、僧瘞之、建一宇、弔祭之、號犬堂、嗚呼犬猶慕其寺主之愛、僧亦恩及結吠之物、不亦奇乎云々、

べうくと犬(イヌ)の堂(ダウ)より見わたせば霞は舟のほへかゝりけり。　幽齋

(涙濵)

涙浦涙濵は久世戸の邊にあり、身投石とて大なる岩岸より少し離れてあり、橋立記に此所名所にて玉藻あはび貝など詠めり、丹後物狂といふ謡曲に、花松といふ狂人身を投んとせし所と云ひ傳ふ。

かつきえぬ泪か磯のあはび故うみてふ海はかつきつくしつゝ、(夫木)坂上是則

我袖は涙の浦にあさりせしあまの袂に劣りやはする、(夫木)和泉式部

與謝港浮舟　　江村北海

浮舟風不起、鼓棹任東西、遠嶋呈黄犬、荒祠吊碧鶏、波間千鷗動、汀際万松齊、有僕付佐磯、任他海日低、

(須津)

須津(スツ)は切戸の西にして、內海の岸邊に在り、延喜式吾野(ワカノ)神社此に鎮座し、須津彦明神と云ふ、一說宮津職人町に吾野祠ありと。

府中(フチウ)　橋立の北濱なる江尻(エシリ)、大垣、國分、成相等は府中庄と稱せり、今村名に冠す、即古國府の地とす。

國府(コフ)**址**　國郡沿革考云、和名抄「丹後國府、在加佐郡、行程上七日、下四日」今府中村存す、即與謝郡拜師鄉の地なり、和名抄「在加佐郡」と云も誤なり、拾芥抄加佐與

謝郡の下共に府と注す、亦誤れり、當に與謝郡と爲すべし。

江尻（エジリ）　（大垣）

宮津府志云、府中の籠野山に城跡あり、明應の頃延永修理進某とて、一色の旗下の士居る、其延永氏の菩提所は江尻の德元寺是なり、又大垣（オホガキ）の大谷寺、是は籠大明神の奥院とす、籠社の一町西にあたり、大破せる大殿堂一宇あり、成相寺に收る所、大谷寺奏狀の畧に曰「當寺者、當印供奉一乘徹行之精舍、大聖人三密修練之靈場也、社壇双樹闘若之覺、所謂豐受皇太神之本宮、籠宮大明神寳殿、金剛藏院、修仁院、來迎院、往生院、新照寺、各護法善神之勤行、云云、累代依延明聖人之奏狀、奈預物積、被停止寺邊海上之殺生、云々、建武二年七月日」以上の趣を以て考れば、當寺往古は大刹にて、諸堂塔頭備りて、頑愚の僧と來り住せしとみえたり、何れの比よりか堂塔皆壞す。

籠神社（コモリ）

今府中村大字大垣に在り、國幣中社に列す、此社は眞井原に隣接するを以て、後世眞井原に座す御饌都神を配祀し、遂に本末を轉して、今本殿に豐受皇太神を齋き、籠神を別殿とすと云。（延喜式、名神大と注せり）

宮津府志云、神社啓蒙曰、丹後一宮、籠神社一名籠守、住吉同体也、續後紀、永和二年、類聚國史、貞觀十三年授位。天橋立詞記曰、雄略天皇の時、豐受神を眞名井か原より伊勢山田が原へ遷座なし奉りし後、分靈を此に留めたり、謂ゆる與謝宮なり、其後與謝宮頽壞しければ、籠神社の相殿に祭りぬ、是は建武二年より後の事なるべき證は、大谷寺奏狀に見ゆるごとし、近世何故にか、專ら豐受神を崇め、籠神を卑小にしたり　古事記傳云、記曰「速秋津日子神、生天之水分神、注訓分云久麻理」久麻理とは配りと云ふに同じ、丹後の籠神も此神なり、古今六帖に「みこもりの神」とよみ、清少納言の冊子にもみこもりの神あり、吉野河内等にも此社あり。（神祇志料云、籠神は正應元年神田四十六町朝幣田十一町ありし由、彼國田數帳に見ゆ、世々海部直氏を以て神主とし、毎年四月の祭を葵と云ふ、按に、姓氏錄、但馬海直は火明命の後也、舊事本記に、海部直は仝神六世孫建田背命より出つと見えて、津守連仝祖也、さて本社祭神は火々出見尊、また海神また天水分神なといふ說もあれど、一宮記又土人傳說に、住吉三神を祭るとは、誤あるに似たり、昔海部直氏なりし者、丹後國造の仝族の由緣に因て、此國に住しが、其祖天火明命を本社に祭りけむを、後に仝祖なる津守氏の住吉祠主たりしいはれを以て、住吉神をも合せ祭りしより、終に住吉神を主神の如く言傳しなるべし、又後拾遺和歌集に、後綱丹後守に侍ける頃、國臨時祭の使にて藤の花を頭插て侍けるを見て讀る、良暹法師「千年經ん君がかざせる藤の花松にかゝれる心地こそすれ」とある、藤花を頭插にせるが、加茂の葵に似たるより、俗に葵祭と云しなるべし。

（眞井原）

今籠神社の北なる松林を指して眞井原（マナヰハラ）と云ふ、與謝宮址は原の南天橋立を隔て三十町の距離にあり、然れども古書に徴據するに、眞井原比沼山は今中郡に在り、此なるは諸國府の後代に役地なる豐受神社を移して、拜禮に便宜したるならん、斯る例は諸國に多し。

國分（コクブ）

今府中村の大字なり、國分寺の遺跡とて小堂あり、成相寺に依屬す。宮津府志云、國分寺舊記に曰く、本尊、嘉曆三年十月、自權介助忠宿所奉渡、供養　大願主國司内大臣正二位藤原朝臣公賢、勅使從五位下行内匠頭藤原朝臣光遠云々。（按に加佐郡中山の邊にも國分寺址を傳ふ、僧尼兩寺兩郡に分立したるにや、延喜式、丹後國分寺料二万束、文殊會料一千束）

成合寺（ナリアヒ）

今府中村の北、世谷（セヤ）山に在り、慶長年中、僧賢長再興し、眞言宗を奉ず、神社考に構立觀音と云ふもの是也、橋立を下瞰し、與謝の江山、全景を一眸にあつむる所とす。

成相山は慶雲年中眞應上人開基とぞ、近代は西國札所第二十八番なり、府中村より北へ十六町坂道也、貞室が發句に「十六や成相坂を下り月」と吟せり、二王門左に本坊惣持院あり此本院より鳥瞰すれば、與佐の海目の下にありて、天下絕景の縱覽也、應永七年、山崩れ地裂て堂塔傾倒る、此時三重村の大江越中守家族淨彌陀力を合て再興す、永正四年若州武田と一色と戰ふ時、武田は本堂に陣す、一色火を放ちこれを燒く、寺に古圖あり、大伽藍の樣なり、天正八年、細川明知兩將其名の制札をも藏す、寺の奥に慈眼堂あり、其側に五六丈大の瀑布落下し、幽谷岑寂として、塵外の靈境なり。

日置郷（ヒオキ）

和名抄、與謝郡日置郷。○今日置（ヒオキ）村存す、風土記逸文に「與謝郡日置里、此里有筒川村」と云ふによれば、今の世屋、養老、朝妻、伊根、筒川、本莊の六村皆本郷の舊域とす、與謝郡北部なる山海、經ヶ岬に至るまで皆本郷に係る。

日置村は直に府中の北に渉り、其西嶺には世屋（セヤ）村あり、其北部の海岸を波見（ハミ）埼と云ふ、日置に城跡あり、日置氏の居と傳ふるも、始末を詳にせず。

金剛心院（コンガウシン）　（世屋）

日置村に在り、成相寺に依屬す、寺說に後宇多帝妃千手姫の建立と云ふ、元亨釋書の「天長帝之妃、如意尼、與謝鄕人」とあるを誤るにや。天橋記曰、金剛心院の本堂鎭守祠幷に門は、古風の遺作なり、元亨二年の建立とぞ、什物の中に西六波羅の制札は「元亨四年八月、左近將監平朝臣、陸奥守平朝臣」と署し、裡に「奉行人宗像三郎兵衛入道眞性、同四郎而基」と見ゆ、足利尊氏元弘建武の古簡二通以下數々あり

岩鼻（イハガハナ）

今養老（ヤウラウ）村と改む、日置村の北に接す、岩鼻の北を伊根村と云ふ、平田港日出港と呼ぶ小灣あり。

いさりする與佐のあまひと出でぬらし浦風ゆるく霞わたれる、〔名寄〕

伊根（イネ）　平田日出龜島の三村、今合同して伊根村と云ふ、東鑑「建久六年、丹後國志庄并伊禰保、領家雜掌解到來、地頭後藤左衞門尉基淸」とある亦此とす、府志云、伊根浦は與佐の海上にも、一段の勝景なり、謂ゆる丹後鰤は此浦にて漁る、隱長明の歌なりとて、

わかめかるよさの入海かすみぬとあまには告けよ伊根のうらかせ、〔夫木〕

(龜島)

又云、龜島と云ふは伊根浦にあり、今は村の名となりて、島をば靑島といふ、橋立記曰、靑島周廻十四五町許、常盤木生ひ茂りて、靑螺を浮べたる如く、島の形龜の如し、龜島と名付しも此故なり、又此邊の海邊に奇岩あり、形奇なり、一說に万代の濱といへるも此なりと、府域の北四里半の勝路とす。○水路志云、伊根港は龜島と稱する一小半島の西側にあり、港內廣さ四鏈長さ八鏈、港口に靑島ありて、東西二口に分る、東口は幅一鏈餘、西口は約二鏈、共に通航し得可きも、西口を最安全とす、港內水深廿二尋乃至五尋、概ね軟泥底にして能く各方の風を保障し、西時平穩の泊地たり、港首平田村に湧泉あり。龜島の東角を鷲埼と云ふ、鷲埼の北一里に新井埼あり、今朝妻村に屬す、此埼は舊說に子之日埼と云ふに同じと。新井埼の東に冠岩の二嶼あり。

(平田)

遙なる子の日の崎にすむあまはみるめをのみや引きやよすらん、〔夫木〕

筒川（ツツカハ）　今本莊（ホンジヤウ）筒川の二村に分る、伊根村の西北、新井埼より經岬まで海岸凡三里、即筒川浦なり、大海に面し、東北四十餘海里の外に、越前岬を望む、〔宮津より本莊まで凡八里〕

宇良神社（ウラ）　本庄村大字濱（ハマ）に在り、即延喜式宇良明神と云ふもの是也、土人傳へて與謝（ヨサ）野宮又浦島太郞の祠と云ふ、

(管川)

（竹野郡網野神社參考すべし）

雄略紀云、丹波國餘社郡管川人、水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子、感以爲婦、相逐入海、到蓬萊山、歷覩仙衆、語在別卷。○扶桑略記云、丹後國余社郡人、水江浦島子、乘舟而釣、遂得大龜、隱而示曰、有意未盡、後見忽化爲女、其形甚麗、曰妾蓬萊金闕女也、君欲面常世（トコヨ）之壽、艤舟可也、浦島子許諾、神女曰君當可眠、島子閉眼、居于海中大島、携手下舟、徐行數里、到一大宅、朝夕歡娛、島子見思父母、有色、神女惜別、授以玉匣、誡曰勿開見之、島子辭辭、徐歸鄉里、(已上本傳)島子曰、久侍仙洞之室、常皆蒙不味、何非不樂哉、亦不幸哉、神女[illegible]天倫、余爲地仙、隨意進退、神女[illegible][illegible]、若又見有逢之期、更與玉匣之[illegible]、分手去、島子乘舟、閉目歸去、忽到故鄉、江浦（ミノエ）、(已上本傳)〔一紀云、本朝神僊傳曰、浦島子者、丹後國水江浦人也、昔釣于濱、得大龜、變成婦人、閑色無雙、便以夫婦、領婦引歸、到於蓬萊、遍得長生、銀臺金闕、錦帳繡屛、仙藥[illegible][illegible]、[illegible]饌累日、居之三年、春日和暖、群鳥和鳴、停[illegible][illegible]、花樹繽紛、思歸之計、[illegible]日別傳之際、一去難再來、[illegible][illegible]故鄉、定非往日浦島子、[illegible][illegible]強[illegible][illegible]、婦與一篋曰、[illegible]莫開此篋、若不開者、自再相逢、浦島子歸本鄉、林[illegible][illegible]、[illegible]亡、逢人問之曰、昔有浦島子、僊化而去、[illegible][illegible]百年、[illegible][illegible]、如失步於[illegible]、心中大悵、開匣見之、於是浦島子[illegible]變、衰老[illegible]之人、不去而死、事見別傳、并於万葉集、今在大櫃、天書第八曰、丹波人水江浦島子、入海爲宮、[illegible]神仙。

[illegible]平[illegible]記云、(經[illegible]入[illegible]引[illegible])[illegible]立廻て「[illegible]な日出たや是やこの寶[illegible]が入ける[illegible]の內、浦島の子か[illegible]けん若（キツヤ）[illegible]信[illegible]なるらむと、最面白く思ひつゝ」この名蹟を云ふは詳ならず、[illegible]浦島に、

曙に出てし雲の月もはや、入野の方や丹波路の、保津の山本よそに見て、雲路に遠き與謝の海、末の名所今こそは、見川の里や、白絲の濱風わたる橋立や云々、見川は菅川の譌なるべし。

(本庄)(菅野)

三家物語云、天正十年、竹野郡の地侍は山內將監通倫を大將として、將監か在所本庄（ホンジヤウ）菅野の兩城に楯籠る、將監は元榮公方家の臣下にて、永祿の頃、丹波國船井郡橋爪といふ我が領に隱れ居て、世間の体をぞ窺ける、爰に本庄菅野（スガノ）の城主、水戶部丹太郞安親といふ者あり、山內伊勢守通甚と故ありて常に音問したりける、其比丹太郞が一子島太郞安治、舟軍して成生浦にて討死せり、然ば丹太郞一子を討れて、味方の弱を事を歎き、潛に丹波へ馳參り、山內に厚談して、將監を丹太郞か聟に仕り、本庄菅野兩城のぬしに致せしなり、それより將監此國に心をかけ、ぜん〳〵に伐取て、天正十年秋の比は、與佐中郡、竹野郡手に入、既に丹波郡を寄す所に、細川父子當國に來り、將監を降伏し、本庄表も平均になりしかば、與謝中郡竹野熊野の四郡、忠興にしたがひけり。(菅野は今字筒川村の大字也)

中郡

中郡（ナカ）　與謝郡の西なる小郡にして、竹野川の上游を占む、今一町十二村、人口二万、面積凡四方里とす。

(丹波郡)

中郡は古の丹波（タニハ）郡なり、何世に改めしやを知らず、正保圖已に中郡に作る、丹波郡は和名抄七鄕に分ち、續紀「延曆二年、丹後國丹波郡人、正六位上丹波直眞養任國造」とあり、古風土記にも丹波郡の名を見る、按ふに此地は丹波（タニハ）の名の起る所にして、古事記傳に「開化天皇の妃竹野比賣の父由碁理は丹波郡丹波鄕などに住

み、□□を大國と云ひ、國の大名も此□より出けむ、且波は田庭の義ならむと述ぶ」(然れども此地及與謝に近かりければ、與佐とも唱へしごとし、與謝郡參考すべし)竹野媛の子、[illegible]由牟須美命は實に丹波[illegible]なり。開化紀云、天皇娶丹波竹野媛、生[illegible]湯産隅命、垂仁紀云、道主王者、[illegible]王子也、一曰、彦湯産隅王子也。古事紀云、旦波之大縣主、名由碁理之女、竹野比賣、生御子比古由牟須美命。又云、比古由牟須美王子、日子坐王、生子丹波比古多々須美知能宇斯王。

(木積)

三重郷（ミヘ）

和名抄、丹波郡三重郷。○今三重村及び五十(イ)河(カ)村なるべし、本郡の東偏にして、竹野川此に發源す。延喜式、與謝郡三重神社は今三重村の小字分(コホリアン)と字する地に在り、同式同郡木積(コヅミ)神社亦同村木積山に在り、此郷往昔與謝の域内なりしごとし。

宮津府志云、成相寺觀音堂は、古へは二町餘山上にあり、寛永七年、山崩れ地裂堂塔傾倒す、此時三重の城主大江越中家族[illegible]間尽力を合て本堂を今の處へ引移すと、又九世戸文珠門前に石地藏二軀あり、西の方は此越中が造る處、背に銘あり「奉彫佛一千躰内、攝身願主、三重大江越中、法名宗松、寛永二十四年」と為り、又内の海岸隆岩(俗云不見猿)右坂(タン)の石像(不聞猿)男山の石像(不言猿)何れも大江氏造る所一千躰の内なりと云ふ。○一書云、五十(イ)河(カ)村に長者屋敷と云ふ所ありて、大井小井二王子の牛飼の説傳ありと、最も不詳。

(五十河)

大野郷（オホノ）

和名抄、丹波郡大野郷。○今大野村及び常吉(ツネヨシ)村ならん、三重郷の西に接す。

(口大野)

口大野(クチオホノ)は大野村の大字にして山驛なり、宮津を去る三里、峰山を去る二里、戸數三百縮匠多し、縮緬最名あり、世に丹後縮緬と云ふ。

足占山（アシウラ）　常吉村の西嶺にして、一名伊去奈子(イサナコ)山と云ふ、嶺高は[illegible]及び他郡に[illegible]なり。○近時世に流布する偽作風土記に「往昔豊宇賀大神、天降于當國之伊去奈子嶽之時、天道日女命等、請求大神五穀及桑蠶等之種矣、便於其嶺、堀眞名井、灌其水以定水田陸田、而巻植之、則秋垂穎八握、莫々然甚快也、大神見之大歡喜、詔曰、[illegible]之、田植面足之田庭矣、然後大神者、登于高天原焉、故云田庭也」云々。

行きゆかずとかきほしきはいつかたに踏さたむらん足の占山、([illegible])　顕行

周枳郷（スキ）

和名抄、丹波郡周枳郷。今周枳村存す、大野郷の北に接す、河邊(カハヘ)村も之に屬す。國郡沿革考に周枳郷は安閑紀に見ゆる蘇斯岐屯倉の地なるべしと曰へり、疑ふべし。周枳は往代大嘗會の卜定にあたり、主基方の里にあらずや、大宮賣社の本郷に在るは、以て之を證するに足る。

(主基)

大宮賣神社（オホミヤノメ）　神祇志料云、今倉垣宅主基(スキ)村にあり、(神社覈録)蓋天太玉命の久志備に生坐る(ナリマセ)大宮賣、及び若宮賣を祭る、此は天照大神の御前に侍ひ仕奉る神なり、(古語拾遺、稜本社傳説)大同元年、大宮賣神に神封七戸を充奉り、(新抄格勅符)貞觀元年、大宮賣神授位、(三代實録)延喜式名神大社に列る。按に延喜式神祇官西院に、大宮賣神また御膳神を祭れるに丹波國に[illegible]神二坐あり、此を仲官土記に御饌官に坐神の本社也といへるに據る時は、かの大宮賣神も此國より遷し奉れるにやあらむ、此神等何れも天照天窟戸に隠れ給へる時、御功烈ます神にして、此二國に鎭ひ奉らるゝた、又神祇官に遷祭るも、深き故ある事なるべし。

口枳郷（クチノスキ）

和名抄、丹波郡口枳郷。○口の周枳の謂ならん、即周枳郷の連接する新山(アラヤマ)村長岡村なるべし。(高山寺本に口枳なし)

新山（アラヤマ）　今[illegible]二村と相伴ひて、新山村と云ふ、[illegible]式、[illegible]神社此に在り。

([illegible]木)

內記（ナイキ）　今新山村の大字なり、延喜式名木(ナキ)神社此に在り、豊宇賀能賣命を祭る、風土記逸文に「天女豊宇賀能賣命、至丹波里哭木(ナキ)村、[illegible]、故云哭木村」とある者此とす。

神戸郷（カムベ）

和名抄、丹波郡神戸郷。○今詳ならずと雖、五箇(ゴカ)村[illegible]のみ、即古の外宮豊受大神の天降の故地とす、[illegible]郷の西にして、比治山の北に當れり、古方[illegible]に通ずる間道あり、比沼山(ヒレヤマ)は[illegible]山と云ふ、[illegible]の下を大字[illegible](マストメ)と云ふ、古風土記に謂ふ所の比治里及土形里此とす、逸文に「其奈[illegible]土形宮」とあるを想ふべし。

(蓋山[illegible])([illegible])

比沼麻奈爲神社（ヒヌママナヰ）　今五箇村大字[illegible]に在り、其山を[illegible]と唱ふるは比治山の訛なり、神祇志料云、比沼麻奈爲神社、今峰山(フチコツ)大明神と云ふ、(神社道志料)豊宇賀能賣神を祀る、按ふに攝津風土記比沼を比遅之麻奈韋に作り、古事記傳引丹波風土記、舊事紀抄共に比治に作る、今猶比治山あり、之に據るべし)上古皇孫に命、天降坐時、天村雲命、天上に参上りて、食國の水は淳(コゴ)からず、荒き水に在けりと奏せば、神御祖神天忍石(オシイハ)の長井の水を取り、八盛(ヤモリ)て奉給て、此水持下て、皇太神の御饌に八盛献りて遺る水は食國の朝夕御饌に献れと言ひき、其時日向高千穂に御井定め、但居ゐ、又但波眞井石井に遺移し居ゑ、其後止由氣宮の御井に遷居て、二所皇太神の朝夕大御饌に仕奉る、所謂但波眞井即是也(大同本[illegible]座本紀」

(比治山)(眞井址)

丹後國風土記云、丹波郡郡家西北隅方、有比治里、此里比治(ヒチ)山頂、有井、其名云眞井(マナヰ)、今既成沼、此井天女八人降來浴水、于時有老夫婦、其名和奈佐老夫和奈佐老婦、此老等至此井、而竊取天女一人衣裳、即有衣裳者、皆飛天上、但無衣裳女娘一人留、即身隠水而獨懐愧居、爰

(土形)

老夫謂天女曰、吾請天女娘、汝爲兒、天女答曰、妾獨留人間、何敢不從、請許衣裳、老夫曰天女娘何存疑心、天女曰、凡天人之志、以信爲本、何多疑心、不許衣裳、老夫答曰、多疑無信、率土之常、故以此心爲不許耳、遂許、卽相副而往宅、卽相住十餘歳、爰天女善爲釀酒、飮一坏吉、萬病悉除、其一坏之直、財積車送之、于時其家豐土形富、故云土形里、此自中間至于今時、便云比沼里、後老夫婦等謂天女曰、汝非吾兒、暫借住耳、宜早出去、於是天女仰天哭慟、俯地哀吟、卽謂老夫等曰、妾非以私意來、老夫等之所願、何發厭惡之心、忽存出去之痛、老夫益發瞋願去、天女流涙、微退門外、謂鄕人曰、久沈人間、不得還天、復無親故、不知由所居吾、何哉何哉、拭涙嗟嘆、仰天歌曰

　あまのはらふりさけみればかすみたちいへぢまどひてゆくへしらずも、

遂退去、而至荒鹽村、卽謂村人等云、思老夫婦之意、我心無異荒鹽者、仍云荒鹽村、亦至丹波里哭木村、拔槻木而哭、故云哭木村、復至竹野郡船木里奈具村、卽謂村人等云、此處我心成奈具志久、古言平善者云奈具志、乃留居此村、斯所謂奈具坐豐宇賀能賣命也。(元々集、萬葉鈔、神祇本源、幷古風土記逸文)

(沼比)

按に風土記神女の物語は、豐受大神天降の故事を相因める者とす、倭姫命世記に豐受大神の稱詞をば「丹波國與佐之小見比沼之魚井原坐、道主八乎止女の齋奉る、御饌都神」と云ひ、又「從丹波國余佐郡眞井原、奉迎度會山田原」とも錄したり、蓋比沼は泉井の溜れて(謂ゆる度會に移されて)後の名にして、眞井を古名とす、後世比沼とも眞井原とも呼び、其村里をは比治里と唱ふ、延喜式比沼麻奈爲社は卽御饌都神の故蹟にして、同記「與謝郡比治山頂麻奈井原坐」と云ふに合ふ、今藤社と云ふは比治社の訛のみ(延喜儀式帳にも、大長谷天皇の御夢に天照大神誨覺し賜はく、丹波國比沼の眞奈井に坐す、我御饌都神等由氣大神を、我許もがと覺し奉りきとあり)鎭座本紀には、

(魚井原)(吉佐宮址)

　御間城入彦(崇神)天皇、卅九歳、天照太神遷幸但波之吉佐宮、今歳止由氣之皇太神、結幽契、天降居、二神合明齋德居焉、如天上之儀、一處双座焉、豐宇賀能賣命、生五穀、而齋釀酒、泰御饌、氷沼道主([illegible]孫及鬢鬘御子)御炊奉備、丹波道主貴(彦坐王ノ子)爲御杖代、品物備於之百机、而奉神饌焉、百姓□饒矣、天照太神向伊勢國幸焉、止由氣太神復昇高天原、于時以眞名留居吉佐宮、卽起樹神籬於魚井原、秘黃金池代、道主貴、八小女、天日起命、豐宇賀能賣命、奉御饌奉齋焉

と述ぶ、之に據れば吉佐宮も此に在り、今橋立に與謝宮址を傳ふるは信ずべからず、神祇志料の是等兩社に係る祭神說も、古書に合はず。

咋岡神社　今鱒留の北、大字久次咋咋石嶽の下に在り、咋石嶽の頂に方一丈二尺の大岩ありて、人の寢伏せる形あり、むかし此岩を以て神を崇め奉り、傳て豐宇賀能賣神の天降り坐せる所なりと云ふ、蓋咋岡卽是也(神祇志料參取風土記逸文)延喜式の官社とす、咋石嶽、一名比治山。

(久次)

大八洲雜誌云、五箇村の大字久次に比治眞名井原宮あり、そのあやしき事は、五穀をしろしめす大神とて、今も神體の下なる土中より、土にてなれる米の湧出るとあり、その様を見るに、質は土にてありなから、米の形に少しもかはらず、なほきくに、この米時によりて増減あり、多き時はうつ高く盛りあかりてありと云り、それは神の御心の、[illegible]に給ふ時の事なりとて、みな人尊く敬へり、さるをちかき比、隣區に鱒留と云がありて、そこに藤社大明神と云る社のあるを、式の眞名井神社なりと云出る說ありて、維新の比、官へもそのことを申出しかども、證なしとてとり上られざりけるを、なほあらぬ書なとをつくりて、人をもすゝめ、ともすればうちつけにさる說を云出るぞあちきなき、この鱒留と云村も、比治山のふもとにて、天正比は砦なともありしこと、ものには見えたり、しかるにむかしもさるたばかりしたるものありしと見えて、當國の舊事記と云ふ地誌に、舊くよりある丹後風土記の文を引て、かの和奈佐老翁和奈佐老婦に、天女の養はれし古事を書て、爰に天女善く酒を醸す云々、其家豐にして土形に富めりし、故に土形里といふ、と云る本文に次て、又藤酒の價に替て、富貴になりし故に、桝富里とも謂ふと云る數句を補ひて、鱒留に引き附けたるは、よからぬ奸策なり、比治山は當郡の西北にあたり、熊野郡に跨れり、其南にあたりて足卜山あり、此二山の間を過りて、當郡より熊野郡を經て但馬の方へ行くを比治峠といふ、比治山一名咋石嶽といふと古書に見ゆ、足卜も一名伊去奈子嶽と云ふ、これをも眞名井嶽と云り、今見るに、足卜山と比治山とは方角いさゝかかはれども、山脈の同しきより、むかしはいつれをも眞名井の嶽といひしにて、今にしては知りかたし、足卜山は歌なとにもよみて、名高き嶽なり、當國一の高山にて、この丹後の海上にては、海人ともゝこの嶽を陸の目あてとすと云り、かくて思ふに、むかし豐宇氣大神の天降りましゝは、比治山のかたか、また足占山の方か、これも定めかたきか如くなれど、なほ本社の傳によれば比治の方を眞名井嶽といひて、其方に天降りたまへりと云り、其山に眞名井の水ありといへど、今はさるさまの井も見えず、風土記にも頂に井あり、其名をまなゐといふ、今既[illegible]なれり、此井に天女八人降り來り、水を浴すとあれば、そのかみ早く沼となりて殘しにやあらん、さて又此比治を比沼とも、古書にとりとりにあれど、いつれを誤

(嶽石咋)

とも定かたし、かくて山に昇ること、大凡二十町も來つらんと覺しき所より、澤二つにわかれて流れ出たり、いさゝかの瀧あり、此あたりは未た麓の方に近く、そのつゝきには、田なともあまたありて、かた＼／＼湧水ともれはノア、牛馬をおほしき所の跡はたに、大石あり上は平なり、是は頂にありけるが、この處に落下れるなりと云へり、此石を豐宇氣大神の、天神に饗膳奉りし机なりとも、又は此神みまかり玉ひし御形をのこせる石なりなと、さま＼／＼のあやしきことゝもいひ傳へり、此山の西の方に少しはなれて、來迎山と云るかあり、そこは天神の降らせ給へるを、大神の迎へさせ給へる處なりと云ひ傳ふ、大きなる樹とも生しけれり、その山はいつこにてもよく見ゆる處なりけり、からくして頂に至れは、小松あるひは荊棘生茂りて、何もなし云々。(以上明治三十年の比飯田氏の紀行に見ゆる說なり)

新治郷

和名抄、丹波郡新治郷。○今吉原村なるべし、大字新治存す、(本郷新治を新沼に作れり) 神戶郷の北、口枳郷の西とす、峰山町も本郷の域内とす。

(稻代)

延喜式稻代神社、今吉原村大字安に在り、南山巡狩錄に神代本五郎申狀を引き、延元三年四月宮方の籠りし丹後國見張の城を、本五郎被治馳向て責落したる由見ゆ、荒張の地名今聞かず、或は近ふ新治と一所にて其異訓にあらずや。○大八洲雜誌云、田代村、こゝは久次の隣村なり、稻代谷といふもあり、こゝは豐宇氣大神をいにしへまつりし處なりと云傳ふ、大神の御田の稻種をひたしゝ處なりとて井あり、そこに苗代田と云ふが今もありて、南の方いとよく打ひらけて、比治山を西に負ひ見わたしよき所なり、まへに府の岡と云あり、四道將軍の館跡なりと云傳へたり、倭姬命世記に「雄略天皇二十一年冬十月、倭姬命夢給久云々、丹波國與佐之小見比沼之魚井原坐、道主王子八乎止女乃齋奉、御饌都神止由氣大神乎、我坐國波止賀乎給支」とあるを見れは、四道將軍の中なる丹波道主王、此地に住まして、大神を崇みたまへる餘りに、籠女を定め給へるなり、峰山の市街につゝき赤坂と云ふ所(丹波村)に咋岡神社あり、これも祭神は豐宇氣大神なる、この社古代には比治山の麓なる神所段と云所の山にありしを、天正年中に峰山なる山祇山と云に移しゝを、今の赤坂村にうつしたるは元和年中の事にて、それより京極氏の氏神と崇めて、今に至れりと云傳へり、然るに近き頃この式社を私に廢して、久次なる麻奈爲神社を咋岡神社なりといひ出、さてかの僻陬なる藤社明神を麻奈爲神社と改めしとぞ。

峯山

今峰山町と云ふ戶數八百、宮津を去る五里、本郡の治所なり、金毘羅祠あり。

峰山寨址、天正慶長の交、細川氏の屬寨にして、京極氏之に代る、後高知の季子高通之に居り、一萬三千石を領知し、世襲して明治廢藩に至る。

丹波郷

和名抄、丹波郡丹波郷。○今丹波村是なり、峰山の東北、口枳郷の西に接し、北は竹野郡鳥取郷に至る、蓋古の丹波道主貴の故墟にして、中古の郡家とす。

(發枳)

延喜式多久神社は丹波村に在り、同矢田神社も同村大字矢田に存す、又大字橋木に延喜式發枳神社在り。

竹野郡

竹野郡

中郡の北にして、海洋に面す、面積凡七方里、十六村、人口二万九千、郡衙を網野に置く、六郷に分つ。

竹野は和名抄多加乃と訓み、六郷に分つ。開化天皇の妃に丹波竹野媛あり、其王孫を竹野別と稱し、但馬國造家と同一にして、又丹波道主と稱し、古山陰の宗貴と爲す、謂ゆる浦島子も亦此門族に出づと云ふ、其海濱は西に向ひて開き、古來外洋遠地の往來、時々に之ありし著いとし。

鳥取郷

和名抄、竹野郡鳥取郷。○今鳥取村深田村及び溝谷吉野等なるへし、南は中郡の峯部に接し、竹野川の流域に屬す。

溝谷　今溝谷村と云ふ、延喜式溝谷神社此に在り、其相殿に奈具神を配祀す、嘉吉年中奈具の村里洪水の爲めに流亡したる事あり、其時之を遷せりと。(神社志料)

(深田)

船木　今深田村の大字なり、延喜式深田部神社、大字黒部に在り、同式久爾原神社は同村大字國久に在り、船木里の奈具神は延喜式外に古風土記に見ゆ、今伊勢外宮の酒殿に坐す豐宇賀能賣神を祭る(中郡の比治麻奈爲神社參考すべし) 宮津府志云、元元集曰、奈具神傳、與駿州有度郡羽衣明神之來由極相似、可謂同日之談、船木里奈具村今存、曰天酒大明神者、擬天女能醸酒之徳也。

(奈具)

間人郷

(間人舊傳二あり)

和名抄、竹野郡間人郷。○今間人村并に德光村なるべし、鳥取郷の北、竹野川の西畔なり。

按に間人は愛人の義なるべし、古言に愛をはしきと曰へり、(古事記傳に間は借字にて土師の義と說けり、延喜式、本郡發枳神社ありて、今丹波村に存す、古の間人氏の故里なるべし、間人に二姓あり、其皇別は正しく愛人の義にて命名せられたり、(土師人の義と云ふも別に一說なるべし) 古事記に神功皇后の御子に品夜和氣命品陀和氣命の二方ましますの由見え、姓氏錄に「左京皇別、間人宿禰、仲哀天皇々子譽屋別之後也」とあるを想ふに、萬葉集の

父母のなしのまにまにはしむかふ弟の命は云々

とよめる古言の趣味と相發明して、氏名の因由を知るに

足らん、然るに仲哀紀に「天皇、娶來熊田造祖大酒主之女弟媛、生譽屋別皇子」とあり、姓氏錄にも「左京神別、間人宿禰、神魂命五世孫玉櫛比古命之後也」と曰ふ、來熊田造とあるは玉櫛比古の後と云ふものと同しきやに疑はる。(後世此地にて間人をタイザとよむ、是は間人氏の祖譽屋別王の外祖大酒主の大酒を、音讀して出てたるにあらずや、附會に近き論なれど此に備ふ、但し古事記には品夜和氣の母を神功皇后とす)

間人（タイザ）　今間人村と云ふ、(其訓義不詳)竹野川の海口にして、竹野村と相對す、村の西北の崖角を間人の鼻と云ふ。水路志云、間人の鼻は崖角西北に突出す、高さ約一〇〇呎、人家稠密、海上より認め易し、其東方一海里に竹野川あり、舟楫を通せず、間人角より東方經ヶ岬に至る間は、岸邊岩石暗礁群布し、甚危險にして船を寄せ難し、殊に北西風吹くときは、漁舟をも繫ぎ難し。

按に間人はハシウトと訓むべし、之をタイザに假るは其故ある事なるべけれど、今詳にし難し、文字以外の事故とす。〇海東諸國記に家國、戊子年(我應仁二)遣使來賀、書稱丹後州田伊佐津平朝臣四郎家國、以宗貞國接待と見ゆ、田伊佐卽間人にて、當時朝鮮交通の事ありしを知る。宮津府志云間人の浦を遊浦と稱し、歌枕に出づ、幽齋公の狂歌に「根上りの松に五色の絲かけ津琴引遊ぶ三津の浦々」と曰へり、五色は津琴引三津と云ふは皆遊浦の邊にある地名とす。

(田伊佐)

德光（トクミツ）　今三宅、大山、成願寺等を合併して德光村と云ふ、間人の南に接す、延喜式志布比神社は大字大山に在り。

竹野川（タカノ）　源を中郡五十河村に發し、三重村に於て常吉川を併せ、是より北流七里にして海に入る、中郡及び竹野郡の平夷の田野は、全く此水域に係る。

竹野鄕（タカノ）　和名抄、竹野郡竹野鄕。〇今竹野村八木村是なり、鳥取鄕の北、竹野川の東畔なり。

竹野神社は今竹野村大字宮に在り、齋宮と云ふ、竹野別の祖を祭る、開化紀に、皇子彥湯産隅命の生母を竹野媛とし、其子を彥坐王とす、古事記には彥湯産隅命の異母弟、建豐波豆羅和氣を以て「丹波之竹野別之祖也」と注す、國造本紀には、但遲麻國造は竹野君同祖彥坐王五世孫とありて、古事記の註と符合せず、此なる社は建波豆羅命にあらずして、彥湯産隅命なるべし、神社啓蒙宮津府志等に、竹野宮は齋子王の天照大神を祭れる所と爲すは古義に合はず。

(竹野神社)

小野鄕（オノ）　和名抄、竹野郡小野鄕。〇今詳ならず、蓋宇川の山谷を指せるに似たり、竹野鄕の東にして、一境を成し、與謝郡日置鄕の西とす、延喜式依遲神社は今上宇川村大字遠下に在り、同式大野神社も本鄕内に在るべし。

(遠下)

宇川（ウカハ）　水名にして、又村名なり、今上宇川下宇川の二に分れ、其源頭なる野間村は與謝郡に屬す、此谷は南北三里餘、北方に開き、溪澗は上宇川村大字平に於て海に入る。

經岬（キヤウガサキ）　上宇川村大字平の東北一里半、本州本郡の北極にして、東方遙に敦賀埼(門が埼と云ふ)並に越前岬と相望む。〇水路志云、經が岬は若狹灣の西角にして、北方に斗出す、岬上は圓形の童山にして、岬緣は岩石多く强潮あり、經が岬と越前岬は東西に對し、南方に一大灣をなす、岸線曲折概ね陡岸に屬し、本洲北西岸中、良好の港灣に富めり、所謂宮津灣、舞鶴灣、小濱灣などとす。

網野鄕（アミノ）　和名抄、竹野郡網野鄕。〇今網野村、淺茂川村、掛津村、島津村是也、間人鳥取二鄕の西にして、山川自ら一境を開き、北に海洋を開く。(本書網字を納字にあやまれり)宮津府志云、網野に布引瀧あり、高三丈、丹後第一の飛泉とす、又浦島子の宅址、又石棺の露呈せる古墳在り。

網野（アミ）　今網野村と云ふ、本郡の治所なり、峰山の北二里餘、淺茂川の末、水江の邊にして、海濱に居る、民戶四百、水江は今淺茂川池小濱池の二に分れ、網野村の東西に存す、延喜式網野神社亦在り。

網野神社（アミノ）　神祇志料云、今浦嶼大明神といひ、又淺茂川明神と云ふもの是也、蓋日下部首の祖彥坐命を祭る、按ふに長明の無名鈔に、伊佐茂仙神は浦島翁のなれる也とある浦島翁は、世に言傳ふる筒川嶼子が事にて、其說は信しかたけれど、此嶼子を釋日本紀に引る丹後風土記には、日下部首等の先祖といへるに依て思ふに、もと日下部首の祖神をば祭れるより、世に浦島子と誤り傳へたるなるべし、日下部首依羅宿禰井に全祖なれば、殊に網野といふに由ありて聞こゆ。

(浦嶼子祠)

丹後國風土記曰、與謝郡日置里、此里有筒川村、此人夫日下部首等先祖、名云三河筒川嶼子、爲人姿容秀美、風流無類、斯所謂水江浦嶼子者也、是舊宰伊預部馬養連所記、無相乖、故略陳所由之旨、長谷朝倉宮御宇天皇御世、嶼子獨乘小船、汎出海中爲釣、乃得五色龜、心思奇異、置于船中卽寐、忽爲婦人其容美麗、更不可比、女娘微笑對曰、天上仙家之人也、君宜廻棹赴于蓬山、嶼子從教眠目、卽不意之間、至海中博太之島、其地如敷玉、闕臺晻映、樓堂玲瓏、携手徐行、到一大宅、開門入內、卽七豎子來相語曰、是龜比賣之夫也、茲知女娘之名、女娘父母共相迎、揖而定坐、于斯稱說、人間仙都之別、乃薦百品之芳味、擧杯獻酬、仙哥寥亮、爲其歡宴、萬倍人間、卽成夫婦之理、于時嶼子遺舊俗、遊仙都既經三歲、忽起懷土之心、女娘悲別、送之取玉匣、授之曰、君終不遺妾者、堅握匣愼莫開見、卽相分乘船、仍敎眠目、忽到本土筒川鄕、卽瞻眺村里、人物遷易、更無所由、爰問鄕人曰、水江浦嶼子之家人、今何在、鄕人答曰君何處人、問舊遠人乎、吾聞古老等相傳曰、先世有水江浦嶼子、獨遊蒼海、

復不還、今經三百餘歲者、何忽問此乎、即啣棄心、雖廻郷里、不會一親、旣逕旬日、乃撫玉匣、而感思神女、於是忘前日期、忽開玉匣、即未瞻之間、芳蘭之体、率于風雲、翩飛蒼天、嶋子即乖違會、廻首踟蹰拭涙、歌曰

とこよべにくもたちわたるみづのえのうらしまのこがこともちわたる、

神女遥飛芳音、歌曰

やまとべにかぜふきあげてくもばなれそきをりともよわをわすらすな、

嶋子更不勝戀望、歌曰

こらにこひあさとをひらきわかをればとこよのはまのなみのおときこゆ。

釋紀述議云、無明抄曰、與謝郡にあさも川の明神と申神います、國の守の神拜とかや云事にも、御幣など得たまひて、かすまへらるゝ程の神にて、是は昔浦島の翁の神に歲れるとなむ、或曰、後紀、天長二年、浦島子歸郷、谷響集曰、舍人親王撰日本紀者、在養老八年、先於天長二年者過一百歲矣、是知云天長二年者、得非不稽之失乎、本朝神仙傳云、經百年而歸、此說爲是、俗說辨曰、聖武朝所撰万葉集、既載歸郷而死、其謬不待辨也。

水江（ミヅノエ）（淺茂川）（澄江浦）

今網野の左右にある淡湖也、共に細流を以て海に通ず、其淺茂川池は水源郷村の切畑山に發して此に瀦す、池畔の村家を淺茂川と云ふ、小濱池は其東數町に在り、島溝川の水を容る、池中に小嶼あり。凡此兩湖は各周圍三十餘町、水碧沙明、海遶山遶、また一勝地とす、万葉集浦島子傳等に澄江浦と云ふも此とす。（宮津府志に「淺茂川村、海濱所在之小社、俗稱宗古社者、是往古所祭浦島子」と述へ、又水の江は日置本庄村に在りと云ふ、イカリとは今與謝郡本庄の別名なるへしと雖、日置は日置の誤のみ、且水江は必定網野にして、筒川にあらず、筒川に江灣の名つくべきものなし、蓋浦島子は筒川網野の兩地に來往せし人なりければ、兩地に其事を係くるのみ）

詠水江浦島子

春の日の霞める時に、墨の江の岸に出居て、釣船のとうらふ見れば、古の事ぞ念はゆ、水の江の浦の島子が、堅魚釣鯛釣ほこり、七日まで家にも來ずて、海界をいて漕行くに、海若の神の乙女に、たまさかにいこぎ迎ひて、相かゝらひこと成ししかば、かき結び常代に至り、海若の神の宮なる、内べの妙なる殿に、携はり二人入居て、老もせず死にもせずして永世に有けるものを、世の中の愚き人の、わきも子にのりて語らく、須臾は家に歸りて、父母に事をものらひ、明日にも吾は來なむと、言ひければ妹の曰らく、常世べに復返り來て、今のごと逢むとならば、此篋ひらくなゆめと、そこらくに堅めし事を、墨吉に還り來りて、家見れど家も見かねて、里見れど里も見かねて、怪しとそこに念はく、家を出て三歲の程に、墻もなく家うせめやと、此篋を開て見ては、本のごと家はあらむと、玉篋すこし披くに、白雲の箱より出でゝ、常世べに棚引去れば、忽に心消失せぬ、若かりし膚も皺みぬ、黑かりし髮も白げぬ、立走り叫び袖振り、こひまろび、足ずりしつゝ、ゆなゆなは息さへ絕て、後遂に命死にける、水の江の浦島の子が家ところ見ゆ、

郷村（カウ）

是れ網野の南なる山村なり、延喜式大宇加神社在り、是れ蓋吉佐宮の調御倉の神にして、倉稻魂命を祭れる所なり。〔神祇志料〕

木津郷（キツ）

和名抄、竹野郡木津郷。〇今木津村濱詰村是なり、網野郷の西にして、熊野郡界に接す、康正二年造内引付に「參貫文、同歸院、丹後國木津郷段錢」とあり、又明德記に「山名播州滿幸は丹波に足をもとめず、丹後國に馳付て、當國の木津細陰の庄に立籠て、討手の下向を相待べしと評定し給しか共、國人一人も出合ず、結句地下等〻背りして、討奉るべき由支度有りと聞えしかば、丹後にもたまりえず、主徒十二三騎にて伯耆國へ落下」と見ゆ。

夕日浦（ユウヒウラ）（濱詰）（常世濱）

今濱詰村の字に夕日あり、此海岸は北を五色濱と呼び、水江浦に連り、西南して夕陽の入海を望むべし。宮津府志に、浦島子の海天を望みてよめる、常世の濱と云ふも此なるべしと云ふ。三代實錄に「貞觀四年、丹後國言、細羅國人五十四人、來着竹野郡松原村、問其來由、言語不通、文字無解、其長頭屎烏舍須、書答曰、新羅東方別細羅國人也、自外更無詞、勅給程粮、放却本蕃」とある松原村も此浦にや。

いさごふみ見にこそ來つれ入方や夕日の浦のあまのはしだて、〔夫木集爲家集〕（按に此に天橋立と云ふは、夕日より熊野郡の湊埼の沙嘴の景狀を、與謝の橋立になぞらへよめるなり、與謝の橋立は夕日を望み難し）

熊野郡

熊野郡（クマノ）

竹野の西なる小郡にして、地勢むしろ但馬に屬するもののごとし、面積凡五方里、一町八村に分つ、人口一萬八千、郡衙は久美濱に在り。

熊野郡、和名抄久萬乃と注し、五郷に分つ、古書に見ゆる所なし、延喜式に初出するのみ、熊野の名は出雲の熊野神を此に移し祭れるより起る歟。

湊（ミナト）

今湊村と云ふ、久美濱灣の灣口にして、東方より延伸せる沙嘴の上に位置す、此沙嘴は竹野郡夕日浦より連り、長二十町許、内外に潮汐を受く。久美濱灣の口は湊村の西に於て開く、口外には別に一灣

を成し、三四の岩嶼其北方を遮蔽し、西方は岸崖突出し、碇泊舟に便宜ありと雖、未だ良港と稱するに足らず。

田村郷 和名抄、熊野郡田村郷。○今田村郷野村是なり、久美濱灣の東、湊村の南なる山村とす、延喜式丸田神社は神野村大字中山に存す。

佐濃郷 和名抄、熊野郡佐濃郷。○今上下の二村と爲る、田村郷の南なる山谷を占む、延喜式賣布神社は下佐濃村大字女布谷に在り

野中 今上佐濃の大字なり、久美濱より峰山に通ずる驛路に當る。

海部郷 和名抄、熊野郡海部郷。○今海士村是なり、田村佐濃の西にして、山谷自ら異なり、湊灣は久美濱灣に入ると雖、固より沿海の地に非す、而も海部と云ふは、蓋海部の假借のみ、久美灣の瀬戸なるへし、文字に拘るべきに非ず、諸州に余部保戸と記し、而も其本義は海部なるものと、相照らして發明を要す。

延喜式矢田神社今海士村大字矢田に在り、聞部神社は大字友重に在り、熊野神社は大字品田に在り大宮と云ふ、蓋出雲の熊野大神を祭る、此神は三代實錄貞觀十年授位の事ありて、郡名の起因とす、意布伎神社は大字油池の意布伎山に在り。

（海士）

川上郷 和名抄、熊野郡川上郷。○今川上村是なり、海部の南に連接する山谷を占む、康正二年造内引付に「參貫文、伊勢肥前守殿、丹州川上庄段錢」とあるは此にあらずや、又古事記に見ゆる四道將軍丹波道主王は「丹波之河上之摩須郎女」を娶り、比婆須姫(垂仁帝后)を生みたまふ、此摩須郎女の故里も此地にや、尚考ふべし。

延喜式須非神社は今川上村大字須田に在りて、牛頭天王と稱す、須非訛りて須田となれる也、(神祇志料)同三島田神社は大字金谷に在り、同伊豆志彌神社は大字出角に在り。

（須田）

久美郷 和名抄、熊野郡久美郷。○今久美濱村久美谷村是なり、海士郷の西にして、但馬の國界に至る。或は云ふ、續後紀「承和二年、丹波國人久美公、全氏、賜姓時統宿禰、伊枳速日命之苗裔也」とあるは此郷名と相干係する歟と。

神谷神社 今久美谷村大字神谷寺に在り、太刀宮と云ふ、又之を久美濱にも祀る、(天神玉命を祭るとも云ふ)延喜式に列す、又同式村岡神社は大字奥馬地に在り、是れ三代實錄授位の神とす

久美濱 今町名に呼ぶ、本郡の治所にして、宮津を去る九里、但馬國界を去る三里、江戸幕府の時、代官所を置き、丹後但馬諸藩の公料を支配せしめたる地とす、戸數四百。久美濱は、天正慶長の際、細川氏、次で松井佐渡守康之、二十年間の館所とぞ、初め天正八年、丹波丹後全く平定し、羽柴秀吉の山陰道を經略するや、康之舟師を以て秀吉の軍を援けたり、幽齋天正十五年紀行にも「四月十九日、舟を熊野郡まで廻して、廿一日田邊を出て、廿二日松井か城松倉に着きてよそひし、廿四日雨晴れ風も追手なれば、湊と云所より出船して、暮に但馬の居くみに泊りける」と見ゆ、松倉は即久美濱の故城名なり。慶長五年、東西軍の起る頃、康之はたま〳〵豐後の杵築に戍役しければ、彼地に在りて東軍に應したり、後肥州八代城に移封せらる

（松倉城址）

久美濱灣 本郡の港澳にして、土俗松江とも唱ふ、出雲の松江の名を引くものゝごとし、灣内水深十四尋、港口狹く風浪の恐多きを以て、進口する舟なし。水路志云、久美濱澳は、津居山港の東方約三海里にあり、其濶さ南北二海里半、東西一海里、全く陸に圍まれ、纔に一狹水道に由て海に通す、該水道は門洲梗塞し、小舟の外通せず、久美濱村は澳首にあり、人口千九百餘。

但馬國

但馬國 丹波丹後の西にして、因幡の東とす、北は海、西播磨に至る。豐岡川及び射添川、竹野川、濱坂川等の水域より成り、(諸水皆北流)今五郡に分つ、面積凡百六十餘方里、兵庫縣の管轄とす、但馬は和名抄太知萬と訓み、延喜式八郡上近國と爲せり、古事記、舊事本紀には多遲麻又は(田道間)但遲麻に作る、遲字を中略して但馬と定められしは、孝德天武の朝の事ならん、日本紀には已に但馬に作れり。上古新羅王子天日槍の歸住したる邑とす、日子坐王(開化皇子)の裔孫迦邇米雷王、丹波の遠津臣の女高材比賣を娶り、息長宿禰王を生み、息長宿禰王日槍の裔なる高額比賣を娶り、神功皇后あれませり、皇后の異腹弟を大多牟坂王と申し多遲麻國造の祖也、(古事記)成務帝の朝に、彦坐王の五世孫、船穗足尼定て國造を賜ふとも云ふ、(國造本紀)大多牟坂王船穗宿禰蓋二名一人歟。又古の多遲麻と云へるは豐岡川の流域に止まり、其西に竹野別君、二方國造の二區ありて別立したり、竹野郷二方郡を參考すへし、多遲麻の名義詳ならず、一說此名は日槍の裔なる田道間守より起ると云ふは采るべからず。(但馬考云、武家系圖、孝德天皇第一の宮有馬王子謀叛の罪ありとて、紀伊藤代に討れ給、其弟表米の宮も其黨なりとて、但馬國に流され玉ふ、天智天皇御宇異賊來り侵す、是に於て表米に日下部の姓を賜ひて、大將軍とし異賊を退治せしむ、一戰に功ありしかば、恩賞として養父郡の大領となる、表米の子孫國中に分居して各其地を以て氏とせり、所謂八木朝倉奈佐な

（多遲麻）

どこれなり、されど日本紀を考ふれば表米のと見えず、皇極紀理難にも此人なし、因に按に日下部は開化天皇より出て、彦坐王の後なりと姓氏錄にあり、彦坐王五世の孫船穗足尼は但馬國造の祖と舊事紀に見ゆ、是即日下部氏の本源なり。〔按に表米王の裔孫は山陰道の大姓名族と爲りし事は、古史に證據多し、然るに中世其本源を忘れ、或は孝徳帝の王子表米、又は用明帝の王子麿子、村上帝の王子六郎など、種々の附會起る、中にも伯耆之巻に述ふる所あり、參考すべし。〇伯耆之巻云、後醍醐天皇名和長高を御近く被召、勅定有けるは、村上と申は何れの流ぞと御尋有ければ、畏て申けるは、さん候村上天皇の御子の中に、六郎王子七郎王子とて、二人の癒王子御座候を、七郎王子は播磨國明石浦にて物を被仰ければ、夫より被召返させ給、六郎王子は但馬國八木、朝倉、小野、二見方、二方、上頭、下頭、淺子、此内に被建御殿御座給ひしが、是も後には物被仰けれども、都へ御歸有ましとて、但州一國一円に知行仕、此御末小野惡四郎と申者、上頭の領家御室の御代官を七所迄打殺候其罪科に一國は被召て屋敷十七箇所殘る、其後二方太郎と申者、京都に候けるが、山法師訴訟に御輿振事候を、此二方太郎被仰付被留候、其由緒にや、永久に君の御方申て、屋敷十七ヶ所をも被付候て、末葉皆々宮仕候て、女子今は僅なる所を傳て、數獵の者共にて候、其家僕長高にて候と申」此御王子の古傳は、多遅麻國造、もしくは垂仁帝の時の皐津別王の故事を、誤り傳へし者とす。

但馬には弘安八年鎌倉幕府の命に依り、太田太郎左衞門尉政頼大田文を注進す、其書は守護人大江某署名し、後世に傳播す、我那近古田制の大概之に由りて推究するを得、亦一寶篇と謂ふべし。

但馬に銀鑛ありし事は、延喜式に已に載せたり、今日に於ても中國第一と稱せられ、金銀銅の數坑あり。又但馬の絹絲は延喜式の調帛にあらはれ、六帖の歌にも

但馬絲のよれど思はぬ思ひをば何のたたりに附てはらはむ

とよめり。三丹(丹波丹後但馬)の養蠶は牧牛と并稱せらる、延喜式に諸國牛牧貢蘇の中に、但馬十一壺とあるは乳貢の數なりと知らる、延慶年中の原由、國牛十圖の詞に「丹波牛大略但馬牛に同し、近年逸物多し、但馬牛骨細く宍堅く、皮薄の脇背まろし、角蹄ことにかたく、鼻孔廣し逸物多し」と錄す、七美郡小代村を第一とし、射添村を亞等とするは近世の評なりき、明治維新後洋種を參入れしより牧場亦面目を一變し、方今盛んに神戸に送出して、四方に販與すと云ふ。

(但州)

但馬を但州と云ふこと元亨釋書に多く見ゆ、今に至るも兩丹と相併せ三丹の稱あり、或は馬州と云ふ。

朝來郡

朝來郡　本州の東南隅にして、丹波播磨の州界に接す、今一町八村に分ち、治所は枚田に在り、人口三萬。

(阿佐郡)

朝來郡、和名抄阿佐古と訓し、八郷に分つ、播磨風土記には阿相郡に作れり。此郡は姓氏錄「右京神別、朝來直、火明命三世孫、天礪目命之後也」とある家の本據なるべし、郡名は朝來郷より起れる如し、其名義を知らず。〇但馬考云、此地に朝來山と云名所あり、取りて郡の名とせり、俗には此郡にいます粟鹿の神、國中の一宮ゆゑ、諸の神たち朝ごとに來りまみたまふ、故に朝來の郡と名付けしと云は、臆說ならん、すべて郡鄕の名は其地名を取て名付くること古實なり、日下部系圖を考ふるに、表米の次男正八位下荒島といふもの、孝徳、朝廷より朝來の朝廷まで此郡の大領となる、其玄孫從八位上國守、延暦二十年大領と爲る、本郡近代は二萬石高の邑なり。

粟鹿郷　和名抄、朝來郡粟鹿郷、(安波加)〇今粟鹿村是なり、郡の東偏にして、山陰道の驛路に係り、丹波國遠坂峠の西麓とす、延喜式の驛名に粟鹿とあるは、今大字和賀の地なるべし。

但馬考云、粟鹿鄕は和賀庄と云へり、太田文曰「御室御領、和賀庄四十一町九反、地頭大膳亮秀政、舍弟五郎光秀以下後家女子六人分領」。(和賀と云ふは阿波賀の上略なるべし、波和の混同は古人稀に之あり)

(和賀)

粟鹿神社　粟鹿村大字粟鹿に在り、其南嶺を粟鹿山と云ふ、即神樂谷(丹波)黒川谷に當る、此社は續後紀三代實錄に授位の事見え、或は本鹿に作る、天平九年、本社神戸の租稻九二千七十六束、(正倉院文書)大同元年、神封二戸あり、(新抄格勅符)中世二宮と唱へ大社と稱し、弘安八年、神田百町、領家法印地頭、島津常陸入道とす、(太田文)近世は社領卅三石、日下部宿禰を以て神主とす、(但馬考)一說此社は彦火々出見命并に海女豐玉姫玉依姫都て三座なりと。(一宮記和爾雅)神號未詳云、播磨風土記に、伊和大神の妹阿和加比賣命あり、粟鹿と阿和加と音相近き時は、粟鹿は恐らくは阿和賀比賣命を祭れる歟、然らば夜夫神社にも由緒あり、之を二宮と云ふ。

(淺子)

朝來郷　和名抄、朝來郡朝來鄕、訓阿左古。〇今與布土村是なるべし、粟鹿郷の西北を蔽ふ、粟鹿は本來朝來の一郷を分割せしものならん、故に淺子山の稱は粟鹿山にも被及す。

秋の色はあさこの山の唐錦つゆいかなれば分て染けん、〔僻中抄〕

（朝來山）但馬考云、朝來山は與布土の庄に在り、土人は愛宕山と稱ふ、是轉訛したる也、然れとも宗祇法師の名所方角抄に、在所不明とあり、當時已に詳ならず、近代は粟鹿山を以て之にあつれど誤れり。（與布土(ヨフド)村は粟鹿の西に並び、梁瀨驛の南なり、大字森の八幡社は、東大寺正倉院文書に載する押坂神社なるべし。〔神祇志料〕

（與布土）太田文云、東北院領、殿下渡庄、與布土庄五十五町、領家土御門右中辨、地頭隱岐左衞門跡　○本朝世紀云、天慶四年十月廿六日、居住但馬國朝來郡朝來鄕、前掾賀茂貞行、彼彼國進上囚賊藤原文元弟文用等頭之使、到來申云、今月十八日酉剋許、貞行私宅門、法師二人來者即述云、欲相逢貞行者、自垣間伺見件文元等新剃頭也、即出相、先加從者三人令宿居當山寺、而官聘饒田送、爰文元等云、文元凌官軍之中、尋來此處、以汝之一顧、欲遂我出意、若不忘舊意、相加衣粮、可遂北陸道、指坂東國々逃去、明十九日未時、潛捕其宗之間、文元拔太刀乍向貞行、然而不顧身命、相励成功、殺害兩人、即取首了、仍注事由、言上於當國、以廿一日齎着國府、請解文移上、但件文元等頭、預隨兵等、留置於右兵衞馬場者。

磯部鄕(イソベ)

和名抄、朝來郡磯部鄕、訓以曾倍。○今梁瀨村なるべし、朝來鄕に接す、太田文に「磯部庄五十二町、本所伊勢太神宮領家、地頭關東御領、庭主若宮別當跡、不出注文之間任古注進之」。

梁瀨(ヤナセ)

今梁瀨村と云ふ、山陰道丹波の遠坂（佐治）夜久野の兩路此に至り相合し、西北和田山八鹿に向ふ、大字梁瀨の西瀧田(タキタ)に延喜式朝來石部(イソベ)神社あり、俗に山王權現と呼ぶ。

太田文云、本院御領、朝來庄六十四町五反、地頭安坂讃摩八郎左衞門尉、公文勢至丸御家人同、餘田十町六反、地頭同讃摩六郎入道專玉、（この朝來庄は後世大月(オホツキ)庄と稱し、今の梁瀨村にあたるごとし）

（一品）應仁紀云、但馬國朝來郡には、應仁二年戊子三月廿日、長九郎左衞門尉、丹波内藤孫四郎、足立、蘆田、夜久亂入し、一品(イッポウ)對陣磯部へ先滿々と入けり、太田垣新兵衞尉在國し、藥音寺に陣を取て居たりけるが、一品いうへ大同寺山の敵、磯部へ出夜久野の加茂山に打立ちけるを、太田垣新兵衞より打てかゝりければ、長も内藤も散々戰しか共、一所に討死しけり、大將打死の上は、夜久野の敵もちりぢりに成ければ、東河へ打入けるも、散々に落失ぬ、粟鹿一品にありける者ども是を見て、手にもたまらず逃失ぬ。（一品は今粟鹿村に屬し、藥音寺は今梁瀨村に屬す、磯部は即和田山なるべし）

（田倉山）但馬國新誌に、朝來郡山陰道の側に突兀たる夜久野の田(タ)倉(クラ)山は、何れの世か土中より火を吹き出すと云々とあり、此山は玄武岩より成れる一箇の噴火山にして、明神山に伯仲する小山なり。〔地學雜誌〕

黑川谷(クロカハダニ)

與布土の南一嶺を隔て、播州市川(イチカハ)の源頭なり、今生野村に屬す、山谷方二三里に涉り、南邊を極む、太田文に「新井(ニヒヰ)黑川保十七町、地頭前原左衞門二郎」とあるは此なるべし。

大明寺(ダイミヤウ)

生野村大字黑川に在り、正平二十二年、僧月庵宗光開基、臨濟宗の名藍なり、正保中僧大愚再興す。但馬考云、月庵宗光和尚は濃州の人なり、當國に來られし初めより、山名宮内少輔時熙尊信して、遂に黑川大明寺の開山とす、時熙奏聞して正續大祖禪師と賜ふ、應永十五年時熙卒す、號を大明寺殿耳川熙公と云このゆゑなり、永享以來堂宇傾廢す、天文年中火災に罹りて、什物殘らず、燒失てたゞ幽室一つ災を逃れ今にあり、其後澤庵和尚修理せらる、贊藝集に曰

大明寺佛殿つはふきするとて彼所に行きて

法も共に傾く月の庵には降らぬ雨にも袖は濡けり。

生野(イクノ)

今生野村と稱し、本郡に屬すれど、分水嶺外の山谷にして、播州市川の上游とす、播國風土記に「所以號生野者、昔此所在荒神、半殺往來之人、由此號死野、以後品太天皇勅云、此爲惡名、改爲生野」とある者是也、黑川谷の水、生野驛に至り凡四里、驛の東南を過ぐ、生野川とも云ふ、更に南流十餘里にして姫路を過ぎ、飾磨津に至り海に入る、古風土記に粟鹿山より出つる粟鹿川と云ふ者即此なり。驛は拔海一千尺の高地に位置し、人口九千陰陽兩道の交界に當る、鐵道は姫路より此に至る二十七哩、（生野以北は方今架設中とす）豐岡へ十四里。

（廣谷）但馬考云、生野古城は何れの時に築かれしか、年代定かならず、山名左衞門尉常熙、法名嫡巖居士と云人居られしより、其人の詩に丁未臘月台命を承りて生野の陣を開發すと云序あり、嫡巖居士は義教將軍の時、富士見に供奉せし人なれば、此丁未は應永三十四年也、いかなればにや山名の系圖に漏れぬ。此地は太田文に廣谷(ヒロタニ)庄と云へり、廣谷庄七十町二反、領家地頭關東御領、給主伊賀入道女子跡・本家御分廿七町四反半、領家御分四十二町七反半。

生野銀山(イクノ)

此銀坑は德川幕府の吏を置き開採せしめし所なり、當時生野代官所は但馬（公料五万二千石）播磨美作散在の公料民政の事務をも兼掌したり、近時採鑛の業は官府の手を離れ、岩崎氏の稼行に歸す、毎年所産の銀五百貫匁とぞ。

生野銀山の開始詳ならず、大同の頃と言傳ふれどたしかに記せるものなし、延喜雜式に曰く「凡但馬の銀は百姓の私に採るに任せ、但馬の國司は此例にあらず」と、此文を以て考ふれば延喜の時已に貢上せしなり、支那へ傳はりしも久しきにや、明人の東朝平壤錄に、但馬銀を出すとあり、又圖書編に日本の圖をのせしに、但馬には此所銀を出すと記せり、今此山に傳ふる記錄には、山名右

衞門佐祐豐が守護の時、天文十一年壬寅二月、始て鑛出てしかど銀となすことをしらず、諸國没落して織田信長公より代官を置く、石見の商人來りて鑛をかひ、國に歸て銀に吹しより盛大になりしと、豐太閤の時は伊藤石見守奉行す、中瀬金山もこれより以前に出て、別に代官ありしを此時兼帶す、慶長三年始めて江戸より代官を置く、同十九年大坂冬陣のとき、惣堀の水拔べきとて、銀堀を召喚せられ、拔穴をほりしこともありとも傳ふ。(但馬考)文久三年海内攘夷の議大に起る、志士數百錦卿中山侍從忠光を奉じ、兵を大和に擧ぐ、平野次郎國臣長州に往き、當時廢止の縉紳三條中納言實美に勸めて忠光を助けしむ、實美可かず、乃ち澤主水正宣嘉に說く、宣嘉曰く傍觀す可からずと、共に兵を但馬の生野銀山に擧げ、夜急に代官川上德太郎が館に逼る、德太郎公事を以て外に在り、留守武井某出て丶接す、曰く我勅命を奉じて兇徒を征す、固より長州京師に約する所あり、其の援兵將に至らんとす、請ふ姑く此の館を借せと、武井惶惑して之を貸す、國臣等又鐵砲及び米五十苞金千兩を借り、檄を四方に飛し、兵を募て以て遂に忠光に應ず、士卒來り應ずる者頗る多し、已にして忠光の敗聞至り、士氣大に沮み其衆潰亡す、國臣乃ち事の成らざるを悟り、宣嘉をして先遁れしめ、己も亦此を去り、途に捕縛せられ遂に歿死すと。

山口鄉(ヤマグチ)

和名抄、朝來郡山口鄉、訓也末久知。〇今山口村存す、本郡の南西限にして、即圓山川の源頭とす、生野の西北に接し、大字山口を郡所とす、

(圓山川) 圓山(マルヤマ)川は生野峠の北なる圓山に發源し、山口驛に至り田(タ)路(チ)佐嚢の二水を併せ北流す、卽圓山川の上游也、

(岩洲) 東鑑、文治元年、池大納言家沒官卅四所の中に但馬國山口庄あり、此地とす。また信長記に天正五年十月、秀吉卿但馬の國へ働き玉ひ、山口岩洲(イハス)兩城せめおとすとあり、これは山口村の城山を岩洲と云ふ、荐て兩城とせしなり、又東鑑の山口太郎はこの城主なりと云ひ傳ふるも非なり、太平記以前但馬に城はなきことなり。(但馬考)今山口村に大字岩津あり、即岩洲とす、又大字佐嚢(サナカ)は一に佐中とも左兵とも作り、延喜式三代實錄に見ゆる官社佐嚢神在り、又延喜式是鹿(シカ)神社は大字八代(ヤシロ)に在り。

(佐嚢)(八代)(田道) 但馬考云、太田文曰「山口鄉、田道(タヂ)庄卌十五町、本家一條殿、領家民部太夫、地頭佐貫三郎御家人、公文八代孫五郎入道淨佛云々、又佐中庄三町六反、地頭江中務太郎以清、同舍弟土用彌丸、公文比治刑部左衞門入道生阿御家人、同御領畠十一町」とまた「立脇御紙田五反、又號皇嘉門院御紙田、地頭佐貫三郎太郎御家人、公文八代孫五郎入道道佛」と見ゆ、今日下部系譜を按に、立脇(タテワキ)新太夫家修と云ものあり、東鑑の山口太郎家任が父なり、家任も系圖には立脇太郎とあり。(今山口村大字田路存す、立脇は中川村へ入る)

(立脇)

桑市鄉(クハイチ)

和名抄、朝來郡桑市鄉、訓久波伊知。〇今中川村に大字桑市存す、山口鄉の北にして、伊由鄉と相混す。但馬考云、東鑑曰、建久五年、但馬多多(タタ)羅(ラ)岐(キ)庄を以て給て地頭補任の地とし、講野の鳥居禪尼に付せらる、太田文曰「本家安嘉門院御領、多々羅岐庄十三町、領家關東分、地頭加治八郎錦朝」と按するにこれ上古の桑市鄉なり。(今中川村大字多々良木)

(多々羅岐)

伊由鄉(イユ)

和名抄、朝來郡伊由鄉、〇今桑市鄉と相混して中川(ナカガハ)村に入る、大字伊由市場の名遺る、延喜式伊由神社此に在りて、大森明神と云ふ、市場の北を大字物部(モノベ)と云ふ、

(中川)(物部) 太田文云、近衞南殿御領、伊由庄二十八町、地頭太田左衞門太郎政頼、同庄惣追捕使、田一所四段、惣追捕使中務太郎、關東賜伊由位田十八町、又號竹田庄」。但馬考云、物部庄も伊由鄉に屬せり、太田文曰、物部上之庄十六町五反六十步、[illegible]八條院左少將、地頭左近[illegible]人、本[illegible]同下庄八町、領家吉田大納言家、地頭小河左近[illegible]、公文物部新太郎吉清云々、吉は[illegible]として[illegible]の[illegible]ことに武士を置かる、之を[illegible]見所と云、日下部[illegible]に朝來郡司安相の孫に[illegible]と云もの、但馬所[illegible]官代となりしことあり、この所なり。

賀都鄉(カツ)

和名抄、朝來郡賀都鄉。〇今竹田村是なり、伊由鄉の北、朝來鄉の西とす、大字加都存す。太田文云、[illegible]院領、賀都庄四十一町、上庄六十八町下庄七十三町、地頭安坂[illegible]左衞門尉[illegible]實、[illegible]院領、久世田(クセタ)庄十九町、[illegible]領、久世田勘納十町三反、地頭江民部太夫恭俊家　(上庄は竹田、其下庄は今安井加都ならん、久世田も大字の名に存す)

(久世田)

竹田(タケダ)

今竹田村と云ふ、生野を距る四里、小驛市なり、細布并に漆器を名產とし、商工の家多し。〇産業事蹟云、竹田驛の漆器は椀を主とし、寛永中工匠百五十戸ありしが、天保中には九十戸に減じ、尋て丙申の凶荒に破産するも多く、今は僅に數戸を存するのみ、而して先年美作國より漆工某來りて、從來漆村の[illegible]なるを[illegible]條に改造することを傳へたるより、原價一層の低廉を得て、初て現今の椀類を製造し、販路を大坂に開き、猶竹田椀の名を存すと云ふ。

竹田城址(タケダ)

但馬考云、竹田は山名氏管國の時、此に築城して守護代太田垣土佐守を置きたり、太田垣の[illegible]新兵衞息新左衞門等細川方と合戰の事應仁記に見ゆ、其後太田垣氏連綿して天正年中に至る、信長記に曰、天正五年、秀吉卿但馬國へ働き玉ひ、山口を取り其勢を以て太田垣が居城竹田へ押寄せ之を降伏せしめ、當城を赤松左兵衞佐廣通に給ふ、慶長五年、赤松自殺して城もたえ果ぬ、河合氏道記曰、竹田上の山に赤松氏の古城のあとあり、此村より絹を織て出す、家々に機をたつると京師の西陣

に似たり、是より東丹波笹山へゆく道に栁瀬と云ふ處あり、絹を織事此處にかはらずとなり、丹後絹と云ひ諸國へ賣出すも、多くは但馬絹也。

枚田郷（比治）　和名抄（高山寺本）朝來郡枚田郷、訓比良多。○今枚田村是なり、賀都部二郷の北にして、養父郡界に至る。枚田（太田文云、枚田郷四十三町八反、地頭枚田又太郎光盛、同位田廿町、二條院御領、地頭東河藤四郎長茂御家人）法興寺（太田文云、法興寺六町四反、地頭佐々木信濃四郎泰茂）比治（太田文云、殿倉院領比治庄十九町、領家吏長者袴谷僧都所之後、地頭未詳、公文比治太郎入道生心）和田山、玉置、市御堂等の大字あり、

赤淵神社　枚田村大字枚田に在り、延喜式の官社とす、日下部家傳に曰、表米異賊退治の時、風波あらくして船われしときに、海底より大なる鮑出て、表米をのせて岸に着、凱陣のとき其鮑を携へ皈り、朝來郡赤淵に放つて神とし祭れりと、一説には赤淵は人の名なり、表米の臣下として異賊を攻めて勲功あり、後に表米と共に神とすと、二説とも古書に見えざるは何れか是なることを知らず、太田文曰、赤淵社十一町、地頭中務太郎以清（但馬考）

和田山　今枚田村の大字にして、圓山川の西岸に在り、小驛市を成し、郡治の所とす。（竹田の北一里半、梁瀬の北一里）

東河郷　和名抄、朝來郡東河郷、訓土加。○今東河村是なり、枚田村の東に接し、梁瀬村の北なり、延喜式刀我石部神社は、大字宮の衣摺八幡宮是なりと云へり。

太田文云、東河郷四十町四反、地頭東河又太郎入道行阿御家人、餘方々櫛門領、定八幡宮神人免廿八町、但馬長以後、庄郷中分地也、但弘安七年、領家與地頭、有中分實否之相論。

養父郡

養父郡（夜夫郡）　朝來の北西に並び、出石城崎の南とす、西界は因幡播磨に近接す、今十四村に分ち、人口四万、治所は八鹿に在り。

養父は和名抄夜夫と註し、十郷に分つ、播磨風土記には夜夫郡に作れり、讀名義數に同じかるべし。養父郡司は古の國造の苗裔、類聚國史「弘仁四年、令但馬養父郡、貢郡司子弟年十六已上廿已下、容儀端正堪爲采女者一人」と見ゆ、名家也。日下部系圖を考ふるに、上古の表米と云ふ人異賊退治の勲功によりて、難波朝廷の時、養父郡の大領となる、其男子荒年自と云もの同朝廷癸丑に少領に任し大領となり飛鳥の朝にいたるまで在任三十一年、癸未に死す、子孫相次ぎ、利實と云者、平安朝延暦十五年癸未小領に任し、延暦十二年壬申大領に轉任す、又但馬の大目常在の子聞公と云もの、寛弘八年養父郡の貫首となり、子孫繁衍す。（但馬考）

按に、和名抄本郡は刊本に淺間郷ありて高山寺本之を缺き、別に賀母長田驛里の三郷を載す、驛里は養父郷の驛站ならん、賀母長田は詳ならず。

石禾郷（土田）　和名抄、養父郡石禾郷、訓伊佐波。○今大藪村是なり、大字土田、宮田、高田等あり、本郡の東南端にして、朝來郡界に接す、圓山川の左右なり。

太田文に「石禾上郷七十町、地頭土田六郎兵衛尉朝直」とあるは今土田の地とす「院御領、石禾下庄卅二町、領家左馬權頭重清、地頭角折大郎入道如蓮」とあるは今宮田宮内の地なるべし、角折氏の名は太田文に多く見ゆ「石禾村地頭、角折又太郎入道明佛、子息四郎國綱」ともあり。但馬考云、角折氏の古館數世、建武前後のもの今出石菟寺に在り。

高田　今大藪村と改む、小邑なり、太田文に「殿倉院領、高田庄三町三段、領家吏長者、地頭萩野三郎頼定」とある是也、延喜式盆岡神社は今高田の隣地宮内に在り、宮内高田の田野の間に塚穴散在す、土俗之を以て古代の穴居洞窟の故跡と云へり。

糸井郷　和名抄、養父郡糸井郷、訓伊土井。○今糸井村是なり、石禾郷の東にして、一山谷を占む、太田文に「法勝寺領、糸井庄七十四町、領家押小路中納言家、公文小谷太郎家茂、御家人惣追捕使尊法橋栄能」と見ゆ、

妹がくる絲井の里のたまき山よるよる此にやさりぬるかな、（夫木）（これは爲家卿の歌なり、此地歟不審）

大字寺内は日下部系圖の糸井三昧堂と云ふ地にあたり、延喜式佐伎都比古阿流知命神社二座と云ふも此に存し、今山王權現と稱す、これは垂仁紀に

昔有一人、乘艇而泊于但馬國、因問曰汝何國人也、對曰新羅王子、名曰天日槍、則留于但馬、娶其國前津耳女麻拕能烏、生諸助也、注前耳津一云前津見、一云太耳、

とある前津耳夫妻の廟なること明白なり、姓氏錄「大和諸蕃、絲井造、伊蘇志臣同祖、新羅天日槍命之後也」とあるも但馬より大和へ移したる名目とす。

林垣（更杵）　今糸井村の大字なり、神祇志料云、延喜式更杵村大兵主神社、今林垣村に在りて、十六社大明神と曰ふ。○按に此地は中古兵庫を置かれし所にして、兵主は即其軍神として此に祭らる、續後紀「承和七年、但馬國養父郡兵庫夜鳴、其聲數里」とあるも其徴と爲すへし、又大同

方云、志呂要、但馬國養父郡更杵村、大兵主神祝主鎮鋼麻呂傳方、元者大己貴神方也、又云夜父藥、又大兵主藥、但馬國養父郡之鎮神麻呂所傳方、元者大己貴神方也、太刀疵矢疵、湯火傷熱瘡咬之痛止、肺平消、立所瘉、胡麻乃油布與、牟加良、三味共入壺封口、與鹽烙溶化時、湯煎漉、貯應痛傳。

室尾

今糸井村の大字にして、室尾八幡山は朝來郡東河郷に属る、或は云ふ此八幡は延喜式の桐原神社なりと。但馬考云、太田文に「八幡宮、室尾別宮二十二町一反、下司室尾彌四郎入道願蓮」とあるは今も八幡宮存す、社僧ありて之を司る、三院を號す、中古以來專ら佛事のみを執行ひ、藥師如來を本尊とし、八幡宮をばたゞ鎭守と稱す、豐國の間に社領を失へり、天正五年十一月、豐太閤朝來を征伐してこゝに來り玉ひ、制札を賜ふて今にあり、所謂三院の中法音寺此山を守りて存在す、七寶寺は今高生田にあり、正福寺は朝來郡東河谷の岡田村にあり、日下部系圖に諸跡と云もの七寶寺に住持せしよし見ゆ、又其兄學伴と云僧は糸井三昧堂の別當となれり。

朝日金山

糸井村の東北、床之尾山の西麓にして、大字朝日に屬す、鑛脈は白石村と[illegible]村大字奥山に延び、五箇の鑛坑あり、延長大約二里に亘る、古來は無數の石英脈及粘土層にして、石英は[illegible]を貫通す、諸山共に曾て盛んに坑業を營める跡あり、就中奥山金山の開拓最も古く、慶長十七年より八十年間稼山し、元和九年金村字若宮谷に於て別に金鑛を發見し、十五年間稼山したりしと云。

養父郷

和名抄、養父郡養父郷。○今養父市場村是なり、石原郷の北にして、大字市場、大藪、藪崎、大坂、米地等あり、米地より東北へ一嶺を踰え、出石町に通行すべし。

夜夫神社

今市場に在り、續後紀三代實錄授位の神にして、延喜式には名神と注し、大二座小三座都て五座とす、

後世水谷大社とも、五社明神とも云へり、天平九年、本社神戸租稻凡五百五十束、(正倉院文書)大同元年、封四戸を寄進せらる、(新抄格勅符)弘安八年、神田六十九町三段。(太田文)神祇志料云、播磨風土記に據れば、此神は葦原志許乎命を祭る、初め原志許乎命、天日槍と國を占る時、各黒葛三條を足に著て投給ふに、此神の黒葛、一條は氣多郡に、一條は夜夫郡に落たりき、因て之を此に祭る。(但馬考云、三宮水谷大社は太田文に「公文[illegible]家[illegible]東御分領、地頭神主水谷左衛門大夫清有」と見え、社田諸所に散在せり、今養父水谷明神と云ひ、末社に山口神一名狼宮あり、猪鹿の害を祈れば驗あり、加地屋[illegible]神一名[illegible]宮と云ふは鼠の害を除きたまふと、又日下部氏の祖神表米命祠あり、是は朝倉高清の祭りしもの也、筑紫紀行云、養父宿の水谷明神は、坂を登りて本殿に詣る、側に猿さまの宮あり、其後に五社明神あり、夜夫座五座神是なるべし、今は藪崎明神と申なり、社僧の房を水谷山普賢寺といふ。

養父の大字大塚の鼠塚は、今穴はなくして只小祠立てり、之を村人に質すに、もと大なる窟穴ありしが、内に白鼠住し其後瀬ありしにより、近頃之を毀ち祠を建て之を祀れるなりと、大藪村を距ること北一數町なる大坪村に、禁裡塚と名くるものあり、南面して入るべし、羨道の高さ一間餘、玄室の高さ二間餘幅一間餘、通して長さ四間許にあまる、村人云ふ此塚古へ數箇ありと〔人類學會雜誌〕

米地

市場の東にて、中與口の三大字に分る、延喜式名神大社水谷の祠は奥米地に在り、夜夫神と同しかるべし、同式手谷波神社は中米地に在り。神祇志料云、播磨風土記に伊和大神の妃美國かりしを以て、宇留加神と稱すとあるに據れば、宇智波神も之に同しかるべし。

輕部郷

和名抄、養父郡輕部郷。○今廣谷村是なり、養父郷の南にして、建屋大屋三方の三郷と共に、山中の別境を成す。太田文に「養田莊[illegible]、輕部莊五十六町九反、領家方[illegible]、地頭[illegible]」と見え、日下部系圖に輕部六郎信通、輕部莊の公文[illegible]、北條を稻津三郎元家と云ふとあり、(今廣谷の大字稻津存す)廣谷は建屋大屋の山口にあたり、衆水此に會し、稻津川と爲り北流二里、養崎に至り圓山川に入る。

建屋郷

和名抄、養父郡建屋郷。○建は建の譌なり、今建屋村存す、建健古字通用してタケと訓みしを、後タキと云ふは訛れるに似たり、輕部郷の南なる一山谷を占め、東南朝來郡、西方大屋郷並びに山嶺を以て相限る、建屋川は長三里。

延喜式[illegible]神社今木村大字長野に在りて、[illegible]明神と云ふ、播磨建屋共吉相近し播磨を本元とする歟、不詳。太田文云、建屋莊、[illegible]領、建屋莊四十四町八反、領家[illegible]、下司建屋五郎太夫女子御家人、同新莊七町、領家備中法眼、地頭石和田又太郎[illegible]御家人。

三方郷

和名抄、養父郡三方郷、訓三加太。○今口大屋村是なり、建屋郷の西、大屋郷の東とす。延喜式坂神社は、本村大字宮垣に在り、(神祇志料)太田文曰、三方莊二十三町八反、地頭澤左衛門太郎入道と、日下部系圖に三方江太夫清[illegible]といふものあり、三方郷の下司なりしならん。(但馬考)

大屋郷

和名抄、養父郡大屋郷。○今大屋村、西谷村、南谷村是なり、三方郷の西に接し、西南に播州完粟郡と山嶺を以て相限る、太田文に「[illegible]寺領、大屋莊四十町七反、領家右大將、預所[illegible]中[illegible]郡、下司三方[illegible]守清行」と載せたり。

大屋村の首邑を市場と曰ふ、市場の南方を南谷村と云ふ、明延鑛山は南谷に屬し、完粟郡に界る。延喜式御井神社

は南谷の大字宮本に在り、岩井明神と云ふ、又西谷村は市場の西方にして、天瀧と唱ふる瀑布ありて名高し。

養耆郷　（高柳）

和名抄、養父郡養耆郷。（今高柳村同宮村是なり、郡部大屋二郷の西北にして、別に一山谷を占む、高柳に大字八木の名存す、延喜式夜伎村坐山神社と云ふは此に在り、同式驛名に養老とあるも、養耆の誤なれば亦此なり。

按に延喜式但馬國驛馬粟鹿郡養老とあれど、郡養老は誤れり、松江本考異に郡々養耆に作れる異本ありと云ふ、郡々をば其訓久々比とし、神名式城崎郡久々比神社の地に引きあてたり、然れども久々比神社の地は養耆の間にあらず、恐らくは衍字、削去するを可とす。（又疑ふ郡々は郡家の誤にて、養父の郡家驛と稱合ふ）

八木　古の養耆なり、今此を市場と呼ぶ、近世須田庄とも稱したり、八木川は氷ノ山に發し、中瀬金山を八木二郷を經て、八鹿に到り圓山川に入る長七里、此溪中の年魚は味特に美、俗に八木川太郎と云ふ、因伯若櫻驛に通ずる山路は此水源に沿ふ。但馬考云、大田文曰、[illegible]八木庄六十一町、領家方丈沙汰、地頭又三郎入道鶴由御家人と、此八木に城趾の跡あり、市場の後山に遺れり、上古平氏の人こゝに居りしと云傳ふるは、此所の公文職なるべし、鎌倉の時、日下部氏朝倉高清入道、平氏を亡して其次男をこゝに置き、子孫八木氏と稱す、山名の此國を領せしより、其家臣となり國老四人の一なり、其時城を此山に築て居れり、應仁亂後、山名家衰微す、それより八木氏は一諸侯の如し、領地因州の邊に及て四萬石なりしといひ傳へり、天正年中、太閤來征し玉ふ、其時の城主八木但馬守豐信防ぎ得ず、因州に出奔す、今瀧寺は八木の北山に在り、瀑布四十八あり、當國巡禮歌に「瀧音も阿彌陀も同じ導引に心をすゝむ六八の瀑」と云もこれなり、土人傳へ言ふ上古梟鳥ありて山椒の實を含み、この瀑の邊に落す、其木生長して子を結ぶ、氣味辛烈にして他の椒にかはれり、それより遐邇に接ぎ栽え、これ朝倉山椒の始めなりと、人見友元これを賦せし詩あり。　（今瀧寺）

関宮　今関宮村と云ふ、八木の西二里半、因州に赴く所の氷山坂に湯村の二路此に岐分す、中瀬金山は奈村大字吉井に屬し、俗に金山町と云ふ、其西なる熊次村は舊氷山の麓にて、今美方郡の管治に歸す。（延喜式大與比神社は今奈村大字三宅の大與比山に在り、氷ノ山の南麓なり。

中瀬金山　関宮驛の西三十町、鳥取縣道に傍ふ、舊記に、此山始め川戸の邊に於て砂金を發見し云々、川戸は堺鉄の北「アツプ」削歩の西の平埔を謂なり、往時は此谷に與流を引き淘汰場を設けりと云ふ、舊坑一は東西に、一は東南（東北より西南）に走る、其東西に通ずるものは舊、今坑にして六口あり、第二鑛は舊坑なりと、今坑は天正二年の開當に係り、舊坑は元祿十五年の開坑を記するのみにて、其鑛脈を詳さず、現今存するところの頁坑道は、白岩坑石削歩の試坑に過ぎず、（地學雜誌）但馬考云、中瀬金山は天正元年八月但馬守豐信無知の時、中瀬大日寺の僧に金あり、因州のもの來りてこれを見て其山に金あることを知り、其條を尋てこれをほる、金穴を石間風と云、これ金を得たる始なり、同三年別に又一穴をほる、金の出ること甚だ多し、一日に七駄を運上す、故に七駄金穴と云、同五年豐太閤此郡を征伐し玉ふ、八木但馬守防ぎ得ず、城を棄てゝ出奔す、太閤より別所某を八木城に置てこの奉行とす、同十年別所を丹波へ移さる、これより生野に屬ず、同年の秋吉井村内の地を分て吏氏の宅地とし、中瀬金山町と云ふ、同十二年宿谷山を隔る、慶長五年江戸より間宮某を生野に駐在せしめ金山の事を司らしむ、此時須田羽山の兩庄の民政を兼知したり、爾後生野代官所の管内となり、小吏を分遣し諸務を視せしむ。（中瀬金山も今生野と共に官府の手を離れ、某家の私占と爲る）

妙見山　（日畠）

八木の西北にして、八鹿村大字日畑に屬し、石原山とも云ふ、林木蒼鬱山色特に深し、海舟より遠望して目標と爲すと云ふ、其南麓に八木川流れ、山蔭道此を經由す、或曰妙見祠は延喜式名草神社にあたると。但馬考云、妙見山は國並万葉記に火鼠村に在り、別當眞言宗帝釋寺にして、祭る所は北辰星なりと云へり、此神の鎮坐せる年紀定かならず、一說防州大内家にて妙見を尊崇したれば、當國の徒家の幕下たりし時より始まりしといへり、されど此山に文永弘安の頃よりの寄附狀あれば、大内家の盛なりし時よりは遙さきに開けしなり、當國開、家々の祈願所として寄附せる社領數を知らず、天正五年太閤此郡に至り、小代一揆を退治あり、此時不るさきに此山に至り社領を沒收し玉ふ、元祿年中、又社領册石を賜ふて今に傳へり、正徳年中、別當亮海、勝景八所を撰て東都名家の題詠を求めし事あり。

妙見山、北浜瞻望　　物　徂徠

眞空遠退散天華、帝釋臺頭晩望時、千丈丹梯何所處、倚身北斗問仙槎。

遠佐郷　和名抄、養父郡遠佐郷。（今八鹿村是なり、養耆郷の北にして大字小佐存す。

八鹿　今八鹿村と云ふ、妙見山の東、圓山川の西にして、八木川此に於て相會し、下流十里、津居山港まで舟を上下すべし、其八鹿の河岸を難場と字す、八鹿は今本郡の治所とす。但馬考云、八鹿に延喜式屋岡神社あり、村内の大森と云ふ邊に赤松左兵衛廣秀の墓あり、其身は因幡にて終られしかど、生前に仁政多かりければ、封内の民之を追慕し、土を築て墓とし、歳時に祭祀せりとなん、其碑文に曰く　（屋岡）

「竹田城主赤松左兵衛門督廣秀、慶長五年甲申十月廿八日卒、行年三十三歳」と、擢寄文集には辭を贈遺とし、又追悼の歌に「學びても道に心は慾はじを一年たらず齢だになし」と云へり、四十にして惑はずの意なるべし、僅富は赤松の節なればかやうの事に謬あるべからず。

和那美神社（網場）　今八鹿村大字網場に在り、網引明神と云ふ（延喜式久々比神社を參考すべし）延喜式の官社也。

古事記傳及び神祇志料云、和奈美は羅網にて、鳥獸を捕る具也、故按ふに古事記、垂仁天皇御世、本牟智和氣命の爲に鳥を捕しむる時、山邊之大鶙、多遲麻國に至り東方に追廻り、遂に高志國和那美之水門に追至り、網を張り其鳥を捕て獻りき、故其水門を和那美之水門と云ふとあるを准へ思ふに、當昔この神社のほとりに網を張て、其鳥を捕むとして、神を祈りし事などありし時、祭られたるにやありむ、然れども此にては捕り得ざりしならむ。國造志云、本居氏は此に古事記を實とせむとて、鳥を捕り得ずと曰へり、然れども書紀には「得于但馬國」とあるぞ實ならむ、延喜式之を證とすべし、此故は出雲にも捕ると云ひ、高志にも捕ると云ひあれど、彼國に祭りたる神祠なし、但馬にのみ其祠あらば、祈願の報賽として建てしを知るべし、且垂仁帝の時鳥取部鳥養部を定むと云へば、一度ならず數々集めさせ給へり、是より後諸國より鳥を捕りて獻りしこともありけん、彼出雲越中越後等に捕鳥の故事を傳ふるは、皆之に起因す（按に古事記に、山邊大鶙が彼鳥を追ひ尋ねて、木國より針間國に至り、稻羽國に越え、旦波但遲麻を巡り、東は近淡海より三野國に越え、尾張科野より高志國に至るとあるは、此諸州に和那美の網場を定め、鳥取部の獵地を定められし謂のみ）

淺間郷

和名抄、養父郡淺間郷、訓安佐末。〇今伊佐宿南の二村是なり、伊佐に淺間の大字遺れり、淺間郷の北、氣多郡界に臨めり、延喜式淺間神社此に在り、又同式葛神社同所に在り桂明神と云ふ。太田文云「成勝寺領、淺間寺十八町、領家寶幢律師、地頭岡東御分、給主仁木四次郎能隆」但馬考云、淺間寺古碑に六僧坊の名見ゆ、山名氏の當國を所總す、元龜二年、八木但馬守本尊藥師日光月光十二神將等を修理し、天正五年、寺領沒收元祿十五年再興し、僧房は地藏院のみ存す。

伊佐（大江）　今伊佐村と云ふ、近世は大江保とも稱したり、八鹿の東北にて、宿南の南とす。但馬考云、伊佐新田は延寶二年櫻井氏開きて耕佃の民をあつめ一村落を成す、往古は小田村に屬したるごとし。太田文云、大熊保十四町、地頭肥後三郎跡、七人分領、大熊本郷五町六反、地頭肥塚七郎入道行西、（今大字大江あり）岩崎村四町地頭肥塚三郎入道蓮心、（今大字岩崎あり）與垣村四町一反、（今大字坂本に與垣と云ふ是也）小田村四反、地頭女子伊佐十郎妻女跡。（今大字小田あり）

宿南（朝倉）　今宿南村と云ふ、太田文に「二尊院領、宿南庄十三町、地頭八木左衞門重直」とある地とす。朝倉は今宿南の大字なり、延喜式兵主神社此に在り、蓋中古兵庫を置かれし地にして、朝倉の名之に因る、其後本郡の大族日下部の裔高南此に住し、其子孫朝倉を家號とす、越前の朝倉氏（戰國の頃の著姓）は實に此に出づと云ふ。

赤崎（進美寺）　今宿南の大字なり、延喜式伊久刀神社此に在り、太田文に赤崎庄十七町四反とも見ゆ、赤崎の東北なる岡に進美寺と云ふ古刹あり、養父氣多の郡界にあたる、太田文云、根本中堂領、進美寺三十二町五反、領家忍性法師、地頭河南木小三郎入道離忍。但馬考云、進美寺太田文に氣多郡に入る、彼寺緣起に曰、慶雲二年、敕して十三間四面の御堂並に四十三坊別院を建立ある、寺領は赤崎若中日置三村の中に於て宛けはれ、又石和田保岩出村等三箇所にて燈油田を賜ふ、建久八年、鎌倉殿五部寶塔八萬四千基を造立し、内五百基を但馬國に宛らる、三百基は當寺に立て、二百基は國中の大名に課せて造らせらる、これ平家の一門滅亡の冥福を修せんが爲めなりしと、至德中、州内三十三番巡禮の第一の札所とす。

出石郡

出石郡

養父郡の東北、城崎郡の東にして、出石川の一山谷、即本郡の地とす、丹波丹後兩州の交界間に插入し、一町六村あり郡治は其出石町に置かる。人口三万。

出石は和名抄伊豆志と註し、七郷に分つ、其名は多く古書に散見し、天日槍の留住して其子孫の與れる所とす、一說天日槍持來の寶物中に出石と名づけし刀子あり、地名は之に由るかと、今按ふに此刀子此地の實と爲りしより、出石の名を負へるにて、因果相倒置すへし、出石の名義不詳。中世山名氏本府に據り、山陰道を管轄し、勢焔當代に揚れり、子孫衰弱、天正中に至り亡ぶ、後田二万五千石ありしとぞ。

但馬なるいづしのさとのいつしかも戀しき人を見てなくさまむ、（懐中抄）

高橋郷

（久畑）　和名抄、出石郡高橋郷、訓多加波之。〇今高橋村是なり、郡の東南隅にして、丹波天田郡の三岳村と一嶺（登尾嶺）を隔つ、久畑を驛所とす。（出石を去る四里福知山を去る五里）

太田文云、聖護院領、藥王寺十三町五反、地頭莽山七郎宗貫、常住院御堂領、片野庄三十九町三反、（今高橋に

藥土寺の大字存ず、又片野庄とは久畑栗尾迄の舊號なり）

資母郷

和名抄、出石郡資母郷。○今資母村是なり、

高橋郷の北にして別に一境を成す、丹後與謝郡中郡と山脉を隔つ、（即足古山なり）此地は出石川の源なるを、下郷と名つけしは疑ふべし、蓋高橋の下郷の謂ならん、中世以降太田庄と稱したり。

中山

資母村の驛所とす、（出石を去る五里）金藏寺あり、寂室錄云

書金藏山壁二首

借此間房恰一年、嶺雲溪月伴枯禪、明朝欲下巖前路、又向何山石上眠、

風攪飛泉送冷聲、前峰月上竹窓明、老來殊覺山中好、死在巖根骨亦淸、

藤森

今資母村の大字なり、中山の北東にして、丹後への通路にあたる。延喜式比遲神社あり、神祇志料云、此社今山姥稲荷と云ひ、豊宇加能賣命を祭る、丹後中郡の比治眞井神社に近き地なれば、其因由なきに非ず。

延喜式須流神社、今資母村大字赤花の須流谷に在り、日出神社同村大字畑山に在り、一說に日出神は古事記「天之日矛之後、多遲摩非泥、此者息長帶比賣命之祖」とある斐泥を祭る歟と曰へり。

太田

舊庄號なり、今中山の西一里に太田の大字遺る。太田文云、法金剛院領、太田庄八十町、伯宮御領地、領前司後室、不出注文之間、任古帳注出之、高瀧寺五町、地頭太田三郎二郎入道行願。（高瀧寺も今大字にのこる）但馬考云、東鑑文治二年五月、能保朝臣、平六傔仗時安、及常陸房昌明等が飛脚行家の首を持參す、鎌倉實記にこの恩賞として、昌明に播津但馬にて太田葉室二箇の庄を賜ふとあり、太田庄はこれなり、其子孫代々こゝにありて太田氏をなのれり、太平記の太田判官もこれなり、「第四の若宮は元弘の亂の始、武家に囚はれさせ給ひて、但馬國へ流されさせ給ひたりしを、北國の守護太田三郎左衛門尉取立て奉りて、元弘三年、近國の勢を相催し、則ち丹波の篠村へ參會す、大將頭中將忠顯斜ならず悅びて、則ち錦の御旗を立て、此宮を上將軍と仰ぎ奉りて、軍勢催促の令旨を成し下されけり」云々。

埴野郷

和名抄、出石郡埴野郷、訓波尓乃。○今合橋村及び室埴村の東部是なり、高橋資母二郷の西にして、出石室野と相接す、中世は土野莊出合郷の私謂あり、延喜式治野驛とあるは、丹後勾金驛より資母郷を經て本驛に達する者にして亦此地に外ならず、今の大字出合矢根の邊を驛家とす。書紀通證云、雄略紀、使進朝夕御膳淸器、土師連祖吾笥、進丹波但馬等私民部、曰贄土師部、今出石郡埴野郷是。

（春野）

口矢根

今合橋村の大字にして、奥矢根と云ふもあり、出石を去る一里半、矢根の東に中山川久畑川の落合あり、之を出合とよぶ、往時は驛名にもよぶ、今合橋は此出合高橋より起れる名稱、無稽を免れず。

（出合）

但馬考云、太田文、土野庄七十町、公文土野源太家俊御家人、勤仕歟、近年爲本所被抑留之。この土野は桐野寺坂以東の稱也、桐野（今室埴村へ入る）に延喜式桐野神社在り、土俗加茂明神と云ふ、太田文に「加茂社領、矢根社分五町、公文矢根彦又王太郎」とあれば、彼桐野社をも社領に混じて後世加茂明神と云歟。

御出名神社

延喜式の名神大社なり、今合橋村大字水石に在りて、水石荒神と呼ふ、蓋天日槍命を祭る、御は美稱なれば出石大社に同じ。古語拾遺云、新羅王子海檜槍來歸、今在但馬國出石郡、爲大社也。

佐々木

舊庄號にして、高橋郷の分地なるべしと雖、今合橋に歸す、延喜式佐々伎神社あり、今大崎明神と唱ふ、又佐々木の北に安國寺あり、是は曆應年中北朝にて建立ありし遺跡とす。○太田文云、法華寺領、雀岐庄七十二町九反、但中分地、東方領家尾張三位入道、西方地頭太田左衛門三郎入道。

（雀岐）

室野郷

和名抄、出石郡室野郷、訓無呂乃。○今埴野郷の西部と相併せ、室埴村と云ふ、出石郷の西南にして、中世には弘原菅の二庄の地なり。

鍛冶屋

今室埴村の大字にして、出石町の西南に接す、此は中世法城寺と稱し、劍工の居りし所とぞ、新刀銘盡但馬考に其說あり、古刀銘鑑云、但州住法城寺隼人佐國光、二代、貞和より應永までの銘あり。○太田文云、高野平等院領、弘原庄五十町、領家中納言法印能譽、地頭太田左衛門政賴。（弘原庄は鍛冶屋并に中村等にあたるとぞ、今室埴村へ入る、中村に延喜式大生部兵主神社あり、土俗伊福部宮と云ふ）

須義神社

今室埴村大字荒木に在り、菅八幡と云ふ。三代實錄、貞觀十年菅神授位と云ふもの是なり。但馬考云、太田文、八幡宮領、菅莊四十一町七反、地頭二人、藤肥前左衛門太郎經久多々良岐孫太郎長基。○按に須義は菅とよみ、天日槍の裔孫の居邑なるべし、古事記に

天之日矛之子、多遲摩母呂須玖、此之子斐泥、此之子多遲摩比那良岐、此之子淸日子、此淸日子娶當摩之咩斐、生子酢鹿之諸男、次妹菅竈由良度美、

此酢鹿とあるは蓋菅に同し、今も荒木の里を菅谷と曰ふ。

（菅）

出石郷

和名抄、出石郡出石郷、訓以都志。○今出石町及び其北宮内坪（神美村に屬す）水上、長砂（小坂村に屬す）等の地なるべし、埴野郷の北、室野郷の東とす、出石大社在り。太田文、出石郷三十三町九反、地頭出石三郎信政跡、依白川三位家越訴、地頭被召上。

出石城址

出石町の東北に在り、天正年中、山名氏之を築く、八年羽柴秀吉山名を掌滅し、其弟秀長を置く、秀長大和に移封後、前野但馬守長康之に居る、文祿四年、小出大和守吉政の封邑と爲り、子吉政嗣き、徳川幕府に至

るゝ封故の如し、元祿十年小出氏嗣絶ゆ、松平伊賀守忠勝を封す、寶永三年、仙石越前守政明之に代り、三万石、累世して維新に至る。○但馬考云、出石有子山城は、天正二年、山名豐五郞氏政小曾の城をこの絕頂に移し築く、俗に高城と云、同八年豐太閤再び但馬を征伐あり、養父郡より蒲田坂を踰えてこゝに至り、軍兵を弘原谷常成寺に屯して城を攻む、今の弘原下村と稱する處其古蹟なり、此時出石の城主は、澤庵和尚の錄には宗詮とあり、これは氏政の父右衞門督祐豐を云ふ、氏政相續して城主たり、五月十六日氏政は出奔し、宗詮は留り廿一日この地にて卒す、溪山の智明院に墓あり。

此隅山城址（コノスミヤマ）（山名城址）　出石の舊城にして、今宮内の西北に在り、山名氏此に築き、七世二百餘年の治城と爲せり、故に山名城とも云ふ、初め南北朝の際、本州押領數年、山名時氏其諸子を率ゐ山陰山陽を經略し、因幡伯耆丹波丹後美作五國の守護と爲り、但州は其五子時義の封國たり、時義此隅山に治す、後時義嗣宗を承け最驕逸、元中六年卒し、子時熙封を襲く、將軍義滿其強盛を惡み、時熙の叔父氏淸從兄滿幸に命して之を伐しむ、時熙削奪出亡し、氏淸代て守護となる、八年氏淸誅死す、義滿時熙の無罪を憫み之を復封す、子持豐に至り、赤松氏の亂を討し、功を以て播磨美作備前三州を加封す、應仁元年、持豐細川勝元と鋒を京師に構ひ、接戰凡七年、文明五年卒し、其孫政豐嗣き、軍旅皆散じ、僅に本州を保つ、後三世祐豐に至て日に益微弱、天正二年、徙り有子山に治す。但馬考云、此隅山は山名氏の古城なり、昔伊豫守時義始めて當國を領し、小盜山に居城す、（一說城崎郡の見開山と云ふ）文字よろしからずとて、此隅と改めらる、朝鮮の海東諸國記に云ふ「山名殿は國王殿の西に居す、己卯始めて使を遣し來朝せしむ、書に稱す但幡伯作因備前後藝石九州總太守山名霜臺源朝臣教豐と、教豐出家す、法名宗全、國王今年三十七歲、國王の子年七歲、今出田殿年三十二歲なり、教豐が二子義安等國王に侍し、己丑義安使を遣はして來朝せしむ、書に稱して丹波丹後但馬因幡伯耆備前備後八箇州總太守山名彈正少弼源朝臣義安」と、この教豐を宗全とせしは傳聞の誤なり、系譜を考ふるに教豐の子は政豐なり、義安といふ人なし、陰德太平記曰、宗全が嫡子伊豫守教豐と曰ふ、次子是豐は因州の守護山名中務太夫豐貴の養子となる、因州高草郡布施の天神山に城郭を築て居り、布施左衞門と稱して、屋形の號を免さる、是豐の後四世にして子孫なし、家臣但馬の屋形山名次郎誠豐は一門の宗領なればとて、誠豐に歸す、誠豐族子左馬助誠通を因州屋形とす、後因境の爭起て、兩家不和となる、天文十七年、但馬屋形祐豐終て誠通を殺す、抑山名氏文明九年京師の軍利あらずして、教豐歸國せしより、勢衰へて獨立し難く、天文八年、尼子大內國爭の時は、尼子の幕下となる、永祿九年に尼子義久大江方へ降參せしより、亦大江の幕下となる、其後尼子義久の伯父孫四郎勝久、義兵を擧しかば、織田信長より教書を賜はり、丹後但馬の勢二千餘騎を以て加勢に馳らるとあり、元龜二年十月、伯州末石落城、是より山陰道また元の如く大江の幕下となる、豐太閤天正五年に但馬を征し玉ひし時は、朝來郡山口竹田を討從へ、養父郡まで亂入して旗を返さる、天正八年、太閤再度の亂入あり、出石に至り山名昭豐を亡す、時義明德中にこの國の守に拜せられてより、こゝに至って七世、凡そ二百二十年也、按に昭豐は山名の系圖に見えず、澤庵紀年錄には山名宗詮とし、他州に出奔すといへり、系圖に依れば宗詮は即祐豐の法名なり、一說、天正二年宗詮隱居、子豐五郞氏政家督し、八年五月、氏政出奔し、宗詮卒去とも曰へり。

出石（イヅイシ）　今出石町と云ふ、戶數千三百出石川の左右に市街を開く、出石大社の所在にして、古より州の大邑たり、山名氏此隅山に城郭を開きしより、久しく山陰道の一都たりき、山名氏亡て仙石氏の藩ありしが、近時に至り廢す。

宗鏡寺（スキヤウジ）　臨濟宗、山名氏の菩提所にして、元和中澤庵宗彭中興し、山寰の大禪刹とす、大道一以禪師開基す。○但馬考云、開基山宗鏡寺は、山名時氏の四男陸奥守氏淸の法號なり、此人の草創にや詳にし難し、山名氏は代々禪法を好み、此寺初め此隅山の下に在り、天正以後殆廢絕したりしが、此邑の人宗彭澤庵出世して、元和五年泉州堺浦の南宗寺に在り、其頃小出公父子但泉兩地に仕たり、澤庵吉政公に謁して曰く、根越宗鏡の寺を再興して先考秀政の冥福を修せよと、これより小出家代々の神主を當寺に藏む、又東照宮を建つ、紀年錄を考ふるに、元和六年庚申、澤庵和尚四十八歲、畿內より但州に歸り草庵を宗鏡寺の後山に結てより、號して投淵軒といふ、衣鉢の外は只鍋兒一つあり、自ら米を炊き粥を作りて朝夕を給す、萬年山相國寺の昕長老一偈を寄て曰、

　飢來飯來寒着衣、盧總忘却是兼非、古今一色但山雨、
　出岫白雲自在飛、

寬永元年、高松宮好仁親王但山を攀ち、澤庵の扉を叩かせ給ふ、和尚堅く閉ちて遂に謁見せざりしと傳ふ、和尚後江戶に赴き化す、正受院は山名時氏の嫡子右衞門佐師義の法名なり、其十三回忌に月庵和尚を請して追福を修せられしこと、月庵錄に見ゆ、然れば寺も其菩提の爲に立られてかく名付けしなり、近年避ることありさて正眼寺と改めたり、澤庵和尚七歲の時此にて出家す、今は宗鏡寺の塔頭なり。

諸杉神社（モロスギ）　延喜式に見ゆ、今出石町に在り、初め有子山の鎮守なりしを、元祿年中新宮を起し改祭す、天日槍の子諸杉を祭る、諸杉は古事記に多遲摩母呂須玖に作り、垂仁紀に諸助に作れり。

出石神社(イヅイシ)

今出石町の北、大字宮内(神美村に屬す)に在り、國幣中社に列す、新羅の王子天日槍命を祭る、延喜式伊豆志坐神社八座並名神大と注し、日本紀略に「出石大社、古老云、國内第一靈社也」と記す、即一宮也。

古事記云、昔有新羅國主之子、天之日矛、是人參渡來也、泊多遲摩國、其持渡來者、玉津寶云而珠二貫、又振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、又奧津鏡、邊津鏡、并八種也、此者伊豆志之八前大神也。垂仁紀云、天日槍將來物、羽太玉一箇、足高玉一箇、鵜鹿々赤石玉一箇、出石小刀一口、出石桙一枝、日鏡一面、熊神籬一具、并七物則藏于但馬國、常爲神物也、(注曰、并將膽狹淺大刀、八物)詔曰、朕欲見其寶物、於是天日槍之曾孫清彦、自捧神寶而獻之、皆藏於神府、昔天日槍乘艇、而泊于但馬國、則留于但馬、娶其國前津耳女麻拖能烏、生諸助、是清彦之祖父也。

但馬考云、古語拾遺に海檜槍(アマノヒボコ)今出石郡に在りて大社と爲るとあり、此說最信すべし、然るを古事記の註に新羅より持來りし八種の寶物を以て、出石の八座とす、釋日本紀もこれに從ひて定めたり、然れとも日本書紀を考ふるに、新羅の寶物は七種なり、日槍曾孫清彦のときことごとく官庫に納めたりしかば、此國にあるべきにあらず、又延喜式に八座とあるは、みな日槍の子孫を崇め祭る也と、當社の社人の傳ふる言又然り。古事記傳云、出石の神物神寶のこと、書紀の七種と古事記の八種とは、數も合はず名も同じからず、又書紀に其後寶物を召て見給へしとを載たり、此記の八種は寶物多く有ける中に、御靈實(ミタマシロ)なる物なる故に殊に出石大神と齋祀りて、其社の御鎭寶に坐ませば、倭へ召て見給ふべき限にはあらず、されはかく清彦か献りしは八種の外の寶物にぞありけむがし。按に天日槍は垂仁帝の朝に來朝すと云ふは誤れり、其實神代の昔に在りて、伊和大神と國土を爭ひ給ひし事、播磨風土記に見え、遂に大神等國を占る時、天日槍の黑葛は但馬に落ち、伊都志の地を得て此に留りぬとあれば、其事情明白なり、又古事記并に垂仁紀の注に採れば、難波津に泊り近江若狹より但馬に入り給ひ、尙諸書に參考するに、築紫より難波まで諸所に、日槍の事跡を傳ふ、蓋神代に在りて、有名の蕃神也、我上古史研究の一眼目と謂ふべし、(古事記云、日矛の子母呂須玖、その子斐泥、その子比那良岐、その子三人ありて、毛理、比多詞、清彦と云ふ、毛理とは垂仁帝の爲めに常世國に使したり、比多詞の外孫息長帶姫は遂に新羅を討ち給ふ)

(内宮)　太田文に「當國一宮出石大社百四十一町六反、本家高辻姬君」とあり、又長月御祭田七十一町、講經修理田等二十七町九反大、引[illegible]并御神樂田以下料十一町一反大云々とありて、當時の富有想ふべし、初め天平中、本社の租稻凡一千六百八十餘束(正倉院文書)大同元年、神封十三戸を奉せらる(新抄格勅符)太田文に又神戸鄕三十四町七反、地頭太田次郎左衛門政直と錄す。但馬考云、但馬一宮は往昔朝來郡粟鹿神社なりと傳ふ、出石を一宮と云は其始め定かならず、弘安の比既に一宮なり、神社啓蒙にも粟鹿の下に、又出石を一宮とすと云一說を出す、今は一宮とだにいへば、當社の事になりぬ、諸社一覽曰此村を昔は守馬橋(ウマハシ)と云ひしを今は宮內(ミヤウチ)とよぶも、此神の社內と云ふとなり、又宮内坪井二村を神戸鄕と名つけしは、當社の封戸なり、弘安の頃は神戸の鄕より外にも社領あり、建武正平の間も領家の號をとゞめられしよしの官符今に在り、永正元年の夏、兵亂大に起て堂社殘らず火災に遇ふ、大永四年の秋、衆民の助力に依りて再び造立しめ、天正八年太閤この地を畧定し、社領を沒收し玉ふ、これより宮殿敗頽して終に修理するものなし、小出和州公こゝに侯たりし時、今の社を再造す。

入佐山(イルサ)

宮内の此隅山のつゞきの嶺を云ふとぞ、今明白ならず、此山を但馬に在りと云ふは、八雲御抄に出て、澤庵和尚は宗鏡寺をば入佐山と號せしめたり、其本歌は催馬樂に出てたり、

我せこが入佐の山のやまあらき手な取ふれそ香もまさるかに。　梓弓入佐の山の秋霧のあたることにや色まさるらん、(後撰)あつさ弓春のくるには霞めともいるさの山は月そさやけき、(曾丹)

安美鄕(アナミ)

和名抄、出石郡安美鄕。○今神美(カミヨシ)村の北部是なり、本鄕と出石神戸の地の混同したるが故に、神美の名字を命じたりと云ふ、出石鄕の北にして、西は城崎郡に連り、東北は山脈を以て丹後熊野郡と相限る、一に穴見(アナミ)に作る。神祇志料曰、延喜式大生部兵主神社、穴見庄奥野(今大字奥野)に在り、東大寺奴婢籍帳に本郡穴見庄戸主大生部(オホフベ)直山形の奴(チヌ)と云ものあり、以て本社を證すべし、又延喜式小野神社穴見庄大字小野に在り。(大字立石に、近年古墳より石棺三あらはれしと)

(穴見)　太田文に「安美鄕七十六町七反、地頭大江氏、出石信政女、長右衛門四郎長連妻」また「法金剛院領、大内庄六十町二反、領家預所佐渡入道禪海、下司香住孫太郎入道淨阿、但如淨阿香定田九十町、新田二十町開發奧野村新三十町、公領所押領」とあり、大内庄とは今神美村大字香住(カスミ)の邊なるべし、又「八幡宮領安美別宮二十八町八反、下司安良次郎政景、熊野本宮領鉢山寺六町八反、國別當南左太郎高春」と此安良鉢山(ヤスラヘチヤマ)も大字にのこれり。

(香住)　但馬考云、穴見庄三宅(ミヤケ)村は古へ屯倉を置れし跡也、延喜式中島神社此に在り、田道間守を祭ると云ふ、此守の子孫を三宅氏と云ふ由、諸書に見ゆ。

(三宅)

小坂鄕(チサカ)

和名抄、出石郡小坂鄕、訓乎佐加。○今小坂村存す、出石鄕の西北、寶野の北にして、氣多郡賀陽鄕に接す、延喜式小坂神社は大字森居に在り。

(出島)

小坂村に大字伊豆と島の二所あり、但馬考に此を以て天日槍の故宅にして、垂仁紀に「天日槍娶但馬出島人太耳女、麻多烏」と云へる出島(イヅシマ)即此と謂ふ、今出石町の北西十餘町、出石川の東岸なり。但馬考云伊豆と島との間に稲井と云ふ處あり、此地は昔伊豆國三島の権現を勧請して村の名をも直に権現といへり、近き代に改て今の名とせらる、此里の東に三島山といふ處もあり、これに依り伊豆島の名は権現よりおこりしと云説もあれど、それは伊豆と云名に依りて三島権現を思ひよそへて勧請し、終に山をもかく呼ぶのみ、此地は本来伊豆島と稱へ、天日槍の故跡たることを知らずや。○古事記、明宮(應神)段云、天之日矛之女、名伊豆志袁登賣神坐也、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣、皆不得婚、於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫(アキヤマノシタビヲトコ)、弟名春山之霞壯夫(ハルヤマノカスミヲトコ)、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設、爲宇禮豆玖云爾、爾其弟如兄言、具白其母、即其母取布遲葛而一宿之間、織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服其衣褌等、令取其弓矢、遣其孃子之家者、其衣服及弓矢悉成藤花、於是其春山之霞壯夫、以其弓矢繫孃子之廁、爾伊豆志袁登賣、思異其花、將來之時、立其孃子之後、入其屋即婚、故生一子也、爾白其兄曰、吾者得伊豆志袁登賣、於是其兄慷愾弟之婚以、不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾神習、又宇都志岐青人草習乎、不償其物、恨其兄子、乃取其伊豆志河之河島一節竹、而作八目之荒籠、取其河石、合鹽而裹其竹葉、令詛言如此竹葉青、如此竹葉萎、而青萎、又如此鹽之盈乾、而盈乾、又如此石之沈、而沈臥、如此令詛、置於烟上、是以其兄八年之間、干萎病枯、故其兄患泣、請其御祖者、即令返其詛戶、於是其身如本、以安平也、是者神宇禮豆玖之言本者也。

出石川(イヅシ)

本郡の東界に出つ、二源あり、一は高橋村に、一は資母村に發し、相合せて出石町を貫流し、西北城崎郡中筋村(舊氣多郡賀茂鄕)に至り、圓山川に合せ豐岡川と爲る、長凡十里、其出石町より下二里は舟を上下せしむべし。

出石　　生田　精

溪水一條穿市闤、山巒四面擁城壕、旅窓怡好謀微醉、正是香魚上網時、

城崎郡

城崎郡(キノサキ)

出石の西、養父の北なる大郡なり、明治二十九年養父美含の兩郡を併せ、今人口八万二町二十四村に分ち、治所は豐岡に在り、(本篇、舊美含郡の西部なる香住(カスミ)長井餘部(アマルベ)の三村を美方郡の下に係けたれば、城崎郡より除く)

城崎は和名抄岐乃佐木と注し、六鄕に分つ、近世楠田二万石の邑とす、城崎は鄕名に出て、豐岡古城山の古稱を木崎と云へりとも說く、名義即木崎なるべし。

氣多郡(ケタ)

明治二十九年廢して城崎郡へ入る、出石の西、養父の北にして、城崎の南とす、圓山川及ひ其の一支、西氣(ニシケ)川の山谷を以て域内とす。和名抄八鄕に分ちたり、近世は一万八千石の邑とす、氣多の名義は詳ならず、古へ養父と一域なりけん。(養父神社參考すべし)

西氣川(ニシノケ)

又西之下に作る、七美郡界の山中に發し、其源を西之下谷と云ふ、(今西氣村)東流江原(エハラ)驛北に至り、圓山川へ入る、長凡四里。

賀陽鄕(カヤ)

和名抄、氣多郡賀陽鄕、訓加也。○今中筋(ナカスヂ)村と云ふ、大字加陽存す、圓山川の東岸にして出石川此に於て相會ふ、舟楫の利あり。太田文に「上賀陽庄十七町六反、今方地頭小川三郎入道、北方地頭同三郎次郎入道蓮阿、下賀陽鄕十九町、上村地頭河越後理定房、下村地頭野元孫三郎」とあり、此上賀陽と云ふは今本村の中鄕(ナカノカウ)に當る歟、不審、中鄕に延喜式氣多郡葦田(アシダ)神社在り。

日置鄕(ヒオキ)

和名抄、氣多郡日置鄕、訓比於岐。○今高生鄕と相合せ、日高村と改む、舊高生鄕の西南(圓山川の西岸)とす、大字に日置の名殘り、延喜式氣多郡日置神社在り、巻尾明神と呼ふ。此邊國府條を以て前も造り、驛所を江原(エハラ)と云ふ、府中驛と相去る二十餘町のみ。

(江原)(久斗)

久斗(クト)村兵主神社は今江原の西大字久斗(クト)に在り、鳴雷明神と云ふ、此邊を高負(タカフ)とも唱ふ、(神祇志料)延喜式氣多の官社也、續後紀に「承和七年、氣多郡兵庫鎭自鳴」とあるも此地にして、社は其兵庫の鎭守なり。

高生鄕(タカフ)

和名抄、氣多郡高生鄕。○今日置鄕と合し、日高村と云ふ、其南西偏、府田、久斗、久田谷、祢布などの地なるへし、延喜式にも氣多郡高負神社と云ふがあり、太田文には「高生鄕、百七町八反大」と錄す。

國分寺址(コクボンジ)

今日高村大字國分(コクブ)に在るべし、其尼寺は大字山本に在りて、法華寺の名を傳ふ。但馬考云、國分村には國分寺あり、國分寺を僧行基開基と云ふは世の常なれど、國史に證なし、唯是れ聖武天皇の勅願と云ふべきのみ、寶龜八年但馬國々分寺に震すと云ふを見ゆ、又貞觀三年、但馬權守豐井王公廨に造れる幡十八旒を、國分寺に施入する事も見ゆ、延喜式曰、但馬國分寺料稻二万束、

太田文曰、法勝寺末寺、國分寺三十四町、内寺用田十町八反、領家白川中將、この寺天正中兵火に罹りて再建せず、今水田の中に遺址あり、礎十餘のこり、其傍に小庵を結ひ、寺號を傳ふ。

三方郷（ミカタ）　和名抄、氣多郡三方郷、訓三加太。○今樂前郷と混ず、三方村是なり、高生郷の西なる山村とす、太田文に「横川中堂領、三方庄五十九町七反」とある此なり。

樂前郷（ササノクマ）（佐田）　和名抄、氣多郡樂前郷、訓佐々乃久万。○今三方郷に混し、三方村へ入る、太田文に樂前庄四十八町とある地是なり、但馬考に佐田（サタ）の後山を樂前山と云ふとあれば、今大字佐田、籌垣、荒川などの地なるべし、延喜式佐太の神社此に在り、樂字を佐々に假ること、古書に其例多し。

降國寺は三方村大字荒川に在り、禪宗、開基未詳、弘安三年創建とも云ふ、地方の大道場なり、此里に延喜式鹹門（カント）神社あり、土俗山王と云ふ。

觀音寺（クワンノンジ）（鶴峯城址）　隆國寺の西南にして、大字をも觀音寺と呼ふ、太田文に「熊野山領、觀音寺九町四反、地頭太田三郎入道行願」とあり、寺說に寛仁元年丁丑、瀧泉僧都、行長阿闍梨の建立と云ふ、寺の背は卽鶴峰（ツルミネ）の城址とす。但馬考云、山名家の家臣多き中に、垣屋大田垣八木田結庄を四天王と稱して、但馬の大姓たり、垣屋は本姓平氏にて山名に仕へしも、久しきことなり、氣多郡鶴か峰の城に居り、國の政事をとれり、今の西の下谷觀音寺村の古城なり、垣屋播磨守光成禪宗に歸し、策彥和尙の室に入る、策彥詩を贈て曰

　但馬播州太守光成公、法諱宗歡、見寄雅作、乃以投岩、一詩證其義云、

　古知蒼森自可怡、長松繁茂綱相宜、現成公案央山境、雨後溪聲是始奇、

天正中に至り、垣屋氏亡び、鶴峰城亦廢絕す。

太多郷（タタ）（栗栖野）（十戸）　和名抄、氣多郡太多郷。○今西氣村清瀧村是なり、方俗西下谷（ニシノタニ）と呼ふ、三方樂前の北にして、山谷頗廣し、西氣村大字栗栖野（クルスノ）は府中江原より、村岡(美方郡)に通する山路に當る。

延喜式、氣多郡戸神社は名神大と注し、承和九年始めて官社に預る、今西下谷の十戸（トフト）にあり、ここに十戸瀧と呼ふ瀑布あり、一奇勝とす、十戸の北なる山宮（ヤマミヤ）も延喜式に名神大と注し、承和九年の預官社也、十戸山宮頃垣太田等今清瀧（キヨタキ）と云ふ。太田文に「伊勢太神宮領、太多庄八十一町六反、氣多岩倉基房宮権太進、地頭樂前藤内兵衛入道」とあり。

比付寺址（ヒツタ）　今清瀧村大字頃垣（コロガキ）に小寺存し、比付の名を傳ふ、然れとも大字山宮と太田（タタ）の間に比付寺森と呼ふ所あり、古の大坊の跡と想はる、太田文に「天台末寺、比付寺十一町八反、地頭樂前藤内兵衛入道了一」と見ゆ、釋書に本寺を養父郡とするは誤のみ、曰く「延[illegible]氏、但州養父郡人、大將軍[illegible]世孫也、父[illegible]平氏、自其二[illegible]、常往郡之比付寺、[illegible]、年十四[illegible]、學台宗、[illegible]出家、十八隨比付之僧院、專[illegible]法[illegible]」。

間鍋山（マナベ）　地學雜誌云、此山は頂點小なれども、火山活動の狀跡を明白に遺せり、此山周圍の山と全く趣を異にし、則是より東に聳ゆる大岡山のみ、同種の玄武岩より成る、南は噴野嶺[illegible]、[illegible]として[illegible]を有し、[illegible]三里に近し、故に之を[illegible]野と稱す、其頂の中心[illegible]の圍壁地あり、周圍凡三十米突にして、少しく南北に長く、孔穴開るか如くにして攀つべからず、唯南方の[illegible]る所より、漸く出入することを得べし、此窪地は是れ本山の噴火口にして、孔穴は玄武岩の[illegible]孔[illegible]石を[illegible]らし、南[illegible]火口[illegible]す、安政六己未年但馬國新圖に記して曰く「此邊大の原おく三里よこ半里餘、昔間鍋山燒けはおり其焦土此邊にぬけ滯る」云々而して其噴出は果して何れの世にありしか、固より判定し能はずと雖、鍛が野の間鍋山足に近き所に上古の墳墓の散在するありて、其用ゐしところの石材は、間鍋山より噴出したる玄武岩と全積のものなれば、此人種も恐らくは噴出の當時を知らざるものなるべし。

高田郷（タカタ）　和名抄、氣多郡高田郷、訓多加多。○今國府村の南部なる府中、府市場、上之郷等なるべし、續紀「延曆四年、但馬氣多郡團毅川人部廣井、改本姓賜高田臣」とあると此郷の族なるべし、中世には高田氣多の二郷に分れたり。太田文云、高田郷、六十七町四反、地頭高田兵衛尉。但馬考によれば、高田郷の名は後世高生日置二郷の地と混亂したるに似たり。

氣多神社（ケタ）　今國府村大字上之郷に在り、圓山川の東岸にして、賀陽郷の中郷と接す、此社は延喜式に列し、後世惣社大明神とも云ふ、播磨風土記に、葦原志許乎命の投給へる黑葛の一條は、氣多の地に落ちあるに據れば、即葦原志許乎を祭る、能登國一宮氣多神社に同じ、蓋惣社は國司の遙拜所の號にして、本社之を相混亂したる也。太田文云「氣多郷百十一町三反、内上郷廿八町五反、地頭治田小太郎入道願西、下郷七十三町八反、地頭同人」と、此下郷と云ふは今詳ならず。

府中（フチュウ）　府中府市場（フイチバ）の二大字に分れ、今佐治竹貫等を併せ國府村と稱す、圓山川の西岸にして、八鹿豐岡間の驛次なり、延喜式氣多郡伊智（イチ）神社は府市場に在り、此邊中世氣多郷、又は府中莊と稱しぬ。

國府址（コフ）（府市場）　今國府村大字府市場にあるべし、和名抄、但馬國府、在氣多郡、行程上七日、下四日。但馬考云、金葉和歌集連歌部に曰く、源頼光か但馬守にてのぼりけるとき、館のまへに氣多川といふ川あり、かみより舟の下りけるをとはせければ、たでと申物かりて

まかるなりといふを聞て、口すさびにいひける、
たでかる舟のすくるなりけり、
これを連歌にきゝなして、　相摸母(頼光妻)
あさまたきからろの音のきこゆるは、

(後鑑云、延暦二十三年、遷但馬國治、於氣多郡、高田郷)順德院の八雲抄に「氣多川、蓼かる舟、連歌にあり」と記させ玉へしもこのことなり、この連歌は頼光當國の任にて下り、國府に居たまひての口すさびなり、故に詞書にも舘とあり然るを土人の說に上の郷の頼光寺を頼光の古城なりと云ふ、何ぞ深く考へざるや、上郷の城は山名氏の家臣赤木丹後と云もの居たりし所のみ、世俗は古を考へず、頼光に附會して國府の市場の古墓を交満仲の墓と稱し、甚しきは満仲を本郡太多郷の産なりと云ふに至る。

狹沼郷(サヌ)　和名抄、氣多郡狹沼郷、訓佐乃。○今國府村丼に八條村に入る、大字佐野、竹貫、芝村、八代谷の地なるべし、太田文に狹沼郷三十四町二反大、公文八木九郎左衛門尉高貫とあり。

雷天神社(イカヅチ)　延喜式名神大社にして今佐野に在り、承和九年官社に預る、(續後紀)是より先き慶雲三年、丹波但馬二國の山に火あるを以て使を遣されしに、雷聲忽に起り火災自ら熄ぬと續紀に見ゆ、本社疑らくは其雷神なるべし。(神祇志料)

鷹貫神社(タカヌキ)　延喜式氣多の官社也、今國府村大字竹貫に在り。書紀通證云、神功皇后母葛城高顙媛、考古事記、天日矛之孫、但馬比多訶之女也、皇后其母新羅種、而討新羅、可謂奇矣。古事記傳云、高額姫は但馬國に生れて、大和に移りたまひけるにや、但馬に鷹貫社あり、葛城に高額神あり。

八代(ヤシロ)　今八代村と云ふ、狹沼郷の西なる山村なり、八代谷と號し、中村、猪爪、河會、小河、大岡寺等の大字あり、即太田文に歡喜光院領、八代庄五十二町八反、院御領、又稱河會寺、給主但馬前司入道、地頭小河左衛門六郎宗綱、公文八代右近入道善阿御家人、八代郷十九町二反、公文八木三郎、など見ゆる所とす。中村に延喜式氣多の官社思往神あり、猪爪に多麻良伎神あり。(神祇志料)

大岡寺(オチカツジ)　今大字と爲り八代村に屬す、藥師堂あり、之を大岡寺と爲し、白山權現を祀る山あり、大岡寺山と云ふ。三代實錄授位の大岡神はこの白山なりと云ふ、此地は八代谷と相離れ、奈佐川の源に在り。

椒(ハジカミ)　今三椒村と改む、八代の西、西氣の北にて、美含郡竹野川の源なり。延喜式椒神社此に在り、此神は三代實錄授位式に椒名神大と注し、太田文に「八幡宮領、椒別宮八町三反、下司石禾九郎能貫」と見ゆ、今も八幡と呼ぶ、蓋延喜式但馬例貢椒一年とあるは、此山より採りしならん、椒を一書にホソキと訓めど、和名抄には奈留波之加美と訓み、土俗も波之加美と唱ふ。

九日(ココノカ)　今佐野(舊氣多郡狹沼郷の地)と合同し、八條村と改む、國府村の北にして、豐岡町の南也、九日市場とも稱す、延喜式城崎郡女代神社在り。

應仁記云、文明三年三月、山名彈正是豐の子七郎と云人、但馬國九日表へ亂入す、味方に心を合せける奈佐太郎なんどゝ云ふもの共、九日の西戸過羅山に陣しけり、九日の城には山名入道宗全が被官垣屋越中守入道宗忠孫の總王丸幼なれば、垣屋入道の子平右衛門尉馳合て、戸過羅山を追崩し、奈佐を始めて悉く討取りしかば、河向に陣を取りし山名七郎捨鞭を打て引退く。(今五莊村に大字戸枚あり戸過羅即此とす)

(戸過羅)

城崎郷(キノサキ)　和名抄、城崎郡城崎郷、訓木之佐木。○今八條村豐岡町是なり、東は圓山川、西は奈佐郷、南は狹沼郷とす、太田文に「長講堂領、城崎庄七十四町六反、地頭南部太郎次郎入道行蓮」と見ゆ、又盛衰記に、德大寺實定卿、其召仕佐藤兵衛尉近宗に、但馬國城崎といふ大庄を給はりし事見ゆ、城崎又木崎に作る。

豐岡(トヨヲカ)　今豐岡町と云ふ、戸數一千四百、本州の都邑とす、明治八九年の頃、豐岡縣廳を置き、本州丼に丹後丹波の數郡を治めたることあり、今は城崎の郡治と爲す、圓山川市街の東を流れ舟楫の利あり、或は豐岡川と呼ぶ。

豐岡城址(トヨヲカ)(兵庫を去る三十三里)　此陣屋は寛文八年、京極飛驒守高盛一万五千石の治所と爲し、明治に至り廢す、高盛は丹後田邊城主高直の子、舊封三万五千石、故あり削封轉移せらる。○但馬考云、城崎莊豐岡は山名より出つ、一に龜山とも云ひ、康正の比山名宗全入道此山に築きしと云ふも詳ならず、城崎莊の市場なりしを、天正八年豐太閤當國を平定し、宮部善祥房繼潤法印を豐岡の城主とせらる、同十年因州鳥取へ移る、此時豐岡五箇町の地子を免除せられたり。○按ふに柴田退治記に木崎を木下備兵衛尉に給ふとあり、是は宮部の跡を木下家定に給せられしを曰ふ歟、二三年の事なるべし、家定後播州姫路の城主たり。

小田井縣神社(チタキアガタ)　豐岡町大字小田井に在り、延喜式城崎郡縣神社是也、太田文に「山門無動寺領、小田井社三十一町三反、地頭新藤五郎三郎修綱」とあり、山名氏領國の時、崇敬して之を粟鹿出石養父絹巻の四社と丼稱して、但馬五社の目あり、社僧妙樂寺金剛寺等ありしが、近世は神事に預らず、俗說に縣神は、上古豐岡川の迫門を決して、水を排き國を開き給へる成蹟なりと曰へり、蓋縣とは田土の謂なれば、俗說亦棄つべからず。

養源寺(ヤウケンジ)　曹洞宗、慶長中の創建と傳ふ、堂宇丘に倚り勝形

を占めたり、光行寺は淨土眞宗とす、共に豐岡の名刹とす。

新田鄕

和名抄、城崎郡新田鄕、訓爾布多。○今新田村是也、豐岡川の東岸にして、出石郡安美鄕の西に連る、太田文に「長講堂領、新田庄百六十四町、領家三條太政入道殿御子女」と見ゆ、康正二年造內引付には「四貫二百文、大和鄕九郞殿、但馬國新田庄段錢」と載す。

但馬考云、新田庄に今も六方と云ふ諺あり、太田文を考ふるに新田の庄の田地を分て領家方百四町、地頭方五十九町とし、又地頭方を分て一分方二十四町八反小、地頭肥後三郎左衛門爲重女子周防守妻とし、二分方十七町四反、地頭甲斐入道爲連の後家尼とし、三分方拾七町を地頭爲重女子伊賀局とし、公文分貳拾四町二反百四十歩、地頭伊藤三郎左衛門入道胤東給とす、之をも東西の二方に分てり、以上領家分一方に地頭分三方、公文分二方を合て六方と云ふなり、すへて新田鄕中にての割なれば、六村には限るべからず。

三開山　新田村大字大篠岡の一丘にして、南は出石郡安美鄕に跨る、山名家の古塞址あり、此丘は其形狀鉢を伏せたるごとくなれば、俗に但馬富士と云ふ。大篠岡には延喜式城崎郡穴目杵神社あり、八熊明神と呼ぶ。

三江鄕

(鎌田)

和名抄、城崎郡三江鄕、訓美衣。○今三江村并に田鶴野村是なるべし、新田鄕の北にして、丹後熊野郡と山脈を以て相限る。太田文に「上三江庄百四十三町二反、下三江庄五十四町三反、稱鎌田庄」とあるもの此也、鎌田の大字のこれり。

久久比神社　延喜式城崎の官社也、今三江村大字下宮に在りと云ふ、(神祇志料)然れども下宮は山中にて江濱にあらず、鳥取部の祖湯河板擧が鵠を獲し故跡とすれば、稍疑惑なきに非ず。垂仁紀云、鳥取造祖、天湯河板擧、遠望鵠飛之方、追尋詣出雲、而捕獲、或曰得于但馬國。(養父郡網場を參考)

下鶴井

今田鶴野村と改む、三江の北西に接す、太田文に「下鶴井庄二十六町一反、領家眞乘院僧正、預所敎王院三位法印、公文太田太郞政賴、田所下鶴井三郞秋正御家人」とある是也、舊鄕名を知らず、三江鄕の屬域歟。

奈佐鄕

(宮井)(五庄)

和名抄、城崎郡奈佐鄕。○今奈佐村五荘村是なり、城崎鄕の西に接す。但馬考云、日下部系圖によれは、表米の三男を奈佐氏の祖とす、太田文には「平等院領、樋爪庄六十九町五反、殿下渡庄、下司奈佐太郞高春、公文宮井太郞信長」また「國領八十町四反、下司奈佐太郞、公文宮井太郞」とあり、中世より奈佐樋爪庄と稱したり。(太田文の國領とあるは今の五庄にあたるごとし宮井は奈佐の大字にのこれり、安西軍策に、天正年中但馬國の海賊に、奈佐日本助と呼ばれたる比類なき剛の者ありて、山名方毛利方に加擔し、山陰道を横行しけるが、鳥取合戰に於て死したる由載す、本鄕の武士なるべし)

高屋　今五莊村と云ふ、豐岡の西一里。但馬考云、東鑑并に紹運錄を考れば、後鳥羽帝の第三子雅成親王、承久三年七月、但馬國に配流せられ給ふ、寶治二年配所に於て落髮し、建長七年終に本州に薨去、今高屋の山中に御所谷と云地あり、此は親王遷座の故事なりと云傳ふ。東鑑云、承久三年七月、六條宮遷坐但馬國給、法橋昌明(太田)可奉守護之由、加下知。

二見浦

(上山)

豐岡川の末、內川村の江流を云ふ、殊に大字上山の邊をば二見と呼び、古來歌枕に名高し、(上山は、太田文に、上山村三反、地頭釀藏人重直とある地なり)河流稍濶く、山峙ち石現れ、容態頗佳なり、碧海丹峰の勝、此數里の間に盡く。

但馬考云、古今和歌集曰、但馬湯へまかりけるときに、二見浦といふ所にとまりて　夕ざりのかれいひたうべけるに、ともにありける人、歌詠けるついてによめる、

夕月夜おほつかなきを玉くしげ二見の浦は明てこそ見め、　藤原　兼輔

宗祇法師諸國物語に曰く、文月末、但州二見の浦を見に罷りける、伊勢に同し名所あり、すぎこし春は勢州の其浦をみしに、秋の今は引かへて又此國の浦にたとる、能因の都の霞白川の秋風とよみしには、やう替りけりと俳諧して過く、

花を東月かけ西に二見かな

按に此名所、家々の說あり、菜雅抄にも二見浦は但馬播磨にもありとのみ云て、何れとも定かならず、されど頓阿の井蛙抄にも兼輔の歌を引て、詞書に「但馬の湯へまかりける時に、二見の浦にとまりてとあり」とかき置かれしは、此國に定めたるなり、近世淡々が花月六百韻とか云ふものに「柳行李二見の浦の湯入り舟」と云ひしこそ、所からよくかなへれ。

來日　今內川村の大字なり、來日嶽は豐岡川の西岸、湯島の南西に峙ち、峰勢屹然たり、山中に雲光寺と云ふ小寺あり、この山中に貝殼の附着せる石を見るべし、土人は前の天地の潰物と言ひなすとぞ。延喜式城崎郡久流比神社は嶽の下に在りて、宮代明神と呼ぶ。

名にも似ず涅にすれども黑まぬやくるひが嶽の雪の白妙、　澤庵

結浦　今內川村大字結の江流を云ふ、結は豐岡川の東岸とす、歌枕名寄に

立歸りとくといそげどさして來る結の浦のかひなかりけり

とあるを、但馬の湯へゆく人結の浦にてよめるよし、能宣集に見ゆれば、此なること論なし。

玄武洞（ゲンブドウ）　結浦の東南に在り、土俗石山（イシヤマ）と呼び、洞中に柱狀の石數多ありて、皆龜甲の紋あり、故に近時の文人之を名づけて玄武洞と呼び、金石家之に因りて玄武岩の名目を定むと云ふ（此地は田鶴野村大字赤石（アカイシ）に屬す）（赤石）

題玄武洞、洞在城崎湯島東南、石盡六稜、間有成八稜者、奇甚、紫硯山翁來遊、名曰玄武洞、

洞天鑿何年、礙石多六稜、即是老陰數、易理有明徵、列作支洞屋、豈頑石自歸、層峰亦稜嶒、嶙々石潰崩、析裂成龍鱗、尖角猶老藤、儼然鳳翥欸、廣闊自足稱、飛瀑濺其頂、冷然凝寒冰、凜乎不可止、欲竅勢欲崩、神仙何怪吝、奉巧獨自矜、晦作荒海上、未有一人曾、黑首來摘秘、名士眼不曾、字之曰玄武、名簽始漸騰、吾來攪奇狀、刻畫力雖能、吾當戒饒舌、恐受神仙憎、

齋藤拙堂

大八洲遊記云、至石山、滿山巖石、其形皆如柱村、高堆成山、大者圍三四尺、直立屏壁、毎柱六七寸、即爲片、小者圍二尺、斜横堆積、毎柱三四寸、即爲片、故鑿其一片、其餘片々、隨手拆墜、大者直立、鑿之爲一大洞、小者横臥、鑿扱如們、文理與龜甲酷似、往年紫柴山翁來遊、名爲玄武洞、以此也。○地學雜志云、豐岡より湯島に至る途上、丸山川の東岸を望めば、蜿蜒たる丘阜の半腹に、奇異なる石嶺を見るべし、是れぞ石山の玄武洞なりける、倘その北方數十歩の外にも、柱石の露頭せるもの猶二箇所ありて、其位置漸く高し、是れは石質の全しきのみにて、別に洞穴のあるにもあらねば、多く行人の眼中には入らぬなるべし、礫の老樹の下に小祠を安置す、樹蔭に清泉あり、此浸蝕穴石（浮石）の如き多孔質の石を土中にいだす、風流人は谷山に之を用ゆと云、是れはかの富士山淺間山の如き噴火山より出つる燒石にして、玄武洞の凝石と同質異狀なる者のみ、山陰地方多く此類の燒石を出たす、仰きて洞嶺の方を望めば、凝石の露出するありて、六角八角の石柱は束ねたるが如くに、斜めに山側に横たはり、末廣がりにて其狀恰も繪にかける玉簾の糸房（フサ）の風に靡かへるを見るか如し、洞嶺の前後左右とも、五角乃至八角の標柱形をなせる緻密にして黒き堅石の、長さ數十尺なるもの幾何となく叢々として竹竿を束ねたる樣をなす、此柱七八寸乃至一尺毎に破れ目ありて、自然に扁平の切石となる、地學上の見解に依るときは、來日山の近傍（恐くは二見浦）に接し、曾て猛烈なる噴火山迸發し、裂罅より灼熱熔解したる玄武岩を噴出し、此噴火の震動により既成の地盤中に、幾多の裂罅を發生し、彼の噴出したる玄武岩は、恰も熱鐵を模型に注くか如く、裂罅に注入して、岩床若くは岩脈をなせり、故に此節理あるは獨り玄武岩のみに止まらず、石英粗面岩及ひ其凝灰岩等の同形をなしたるもの、今津（イマヅ）村絹卷神社其他に於て的例多く是あり、而して玄武岩にのみ、彼洞嶺を生したるは、他の噴火山地方（例せは富士の人穴）にも稀に之ありとす。

湯島（ユシマ）　今湯島村と云ふ、今津桃島の二大字之に屬す、豐岡川の末、其西岸にして、來日嶽の下なり。北は津居山港を距る一里、海山の勝を兼ぬ、其温泉は但馬湯又は城崎湯と稱し、古來盛名あり、戸數三百餘、六十戸の逆旅あり、二層三層の樓閣を構へ、遠國近國の浴游を待つ、海内屈指の熱泉とす。（名義、島とは一區の謂にして、必しも水を以て之を限るの地に非す）

但馬考云、城崎の湯の著るゝは、古今集を始とす、和名抄二方郡の温泉郷を載せたれば、但馬の湯とのみ云へるにはまぎらはしと思ふもあれど、能宣の家集に但馬の湯へ行人の、結い浦にてよめる歌あり、新後撰には山階左大臣閑生のころ但馬の湯あみにまかりける道にて、

思おく都の花のおもかげのたちもはなれぬ山の端の雲、

これは實雄とて西園寺實氏の弟、其長元年に左大臣になりし人なり、後嵯峨院の皇后安嘉門院の浴泉せられしとは増鏡曰「文永四年長月のころ、左のおとゝの近衛殿の日野山庄へ、一院新院大宮院御幸あり、其間にて又安嘉門院丹後の天橋立御覽しにとておはします、それより但馬のきのさきの出湯めしにくたらせ玉ふ、爲家の大納言光成の三位なと御ともつかふまつらる」と、これも龜山院の御時にあたれり、其後吉田兼好の集に見えしには「花の盛り但馬のゆより皈る道にて雨にあひて、

しほらしよ山わけ衣春雨にしつくも花も匂ふたもとは、

などと見ゆ、近世香川氏一本堂の藥選續編曰「但州城崎温泉三數座ありて、新湯は瘡を發し瘡湯は瘡を愈す、地の相去ること三五歩に過ずして、一は發して一は止め、一つは冷一つは熱、其效其氣迥然同しからざること此の如し、此れ其湯の別に湧源あるに非ず、必此れ一泉脈なるへし、而るに其相反すること斯の如くの異なるものは、これ其脈穴邊旁の土石これをせしむる所なるのみ、且曼陀羅湯のごとき、東槽は瘡を發し西槽は瘡を愈す、其間たゝこれ一扇板の隔のみ、何そ一扇板の隔ありて泉脈はるかに別れ、效能發止かくの如く異なるや、これ其脈穴邊旁の土石、性を變して然らしむることを見るへし、凡諸州温泉極めて多し、而して但州城崎新湯を最第一とす。○浸遊文草云、近時平安一醫、有後藤生、巧思病治、濶發一識於爾情、首唱溶治奇効、其名高于一時、香川太冲受業其門、張皇一家之說、著書進言、其說嘗但馬城崎温泉、爲海内第一、其地去都下不甚遠、從此城崎常爲疾之藪。

鑛泉志云、本村は海面より高さ凡十尺、鑛泉は岩罅より涌出す凡六所、一之湯二之湯は一池二槽を分ち、三之湯、瘡湯、曼陀羅、常湯、新湯等各別源に出て、浴室を諸所

に設く、皆鹽類泉なり、溫は二之湯百三十四度を最高とし、新湯百零四度を最低とす。

溫泉寺（ウンセンジ） 觀音堂藥師堂の二祀あり、開基道知上人は即浴場の開設者と傳へ、謂ゆる曼陀羅湯を以て道知の發見とす、養老年中の事とぞ。或云天文十七年九月下旬、鷹司冬平公飛鳥井雅敎卿とともに此湯めさる、ある日溫泉寺に詣て玉ひ、風詠なとありしに、御隨身德九藏人と云もの、開山道智上人の塔に向て

かしこくも踏わけしよりたえやらで道知るやまの名こそ高けれ、

懷紙は今も彼寺に傳へぬ。

桃島（モモシマ） 今湯島に屬す、延喜式、城崎郡桃島神社ありて、桃山明神と呼ぶ。

浴城崎溫泉　賴　春水

火脈通潮脈、釀成溫沸泉、人皆遠方至、効見宿痾痊、
誰識秋深日、還同春暮天、更將灘注巧、取適意陶然、

田結郷（タユフ／タユヒ） 和名抄、城崎郡田結郷、訓多由比。○今港村の大字田結是なり、氣比、三原、畑上等并に內川村の飯谷樂々浦は之に屬する者の如し。太田文に「田結鄕三町四反、地頭平井小太郎、田結庄八十町六反、領家嵯峨大臣家、地頭安藝左近藏人重近女子」と見ゆ、本郷東は熊野郡久美濱に至り、西北は江海に瀕す。

氣比（ケヒ） 今港村の大字なり、延喜式、城崎郡氣比神社在り、其高峰を白山と云ふ、湯島の東方に峙つ。太田文云、白川千躰阿彌陀堂領、氣比庄五十町一反、地頭太田政綱、氣比村三十四町三反、地頭太田政頼、康正二年造內引付云、七貫三百十八文、北野社領、但馬國氣比庄段錢。長門本平家云、平家の侍越中次郎兵衛盛次は、但馬國に落行て、氣比權守道廣が許に隱れ居たり、此事鎌倉殿へきこえ、建久五年道廣に仰て搦て進らしめらる、道廣大番にて在京しければ、妹尾朝倉大夫高清井に家人等に、悉次搦て進らせよとぞ申ける、輙討べくもなかりければ、溫室にて搦取鎌倉殿へ進らす。

絹巻神社（キヌマキ） 氣比に在り、豐岡川に臨み、山頭石を積み巻絹を重ぬるの狀あり、小祠其下に存す、是は三代實錄「仁和元年、但馬國絹巻神授位」とある者とす、中世但州五社の隨一とす。

餘戸郷（アマベ） 和名抄、城崎郡餘戸郷。○今湯島村井に港村の大字小島、津居山、瀬戸等なるべし、小島に海（アマ）神社の遺るを見れば、餘戸は海部の遺たる事明白とす。田結郷と豐岡川を隔てゝ相望み、北は海、西は美含郡の地に至る、太田文云「妙音院領、大濱庄三十六町一反半、地頭河越太郎藏人重氏」と云ふあり、此大濱今詳ならず、蓋餘戸郷の地とす。

海神社（アマ） 湯島の北十餘町、小島の簸石山に在り、延喜式城崎郡の名神大社にして、但馬海部の祖、建田背命を祭る。(神祇志料)續後紀、承和九年、但馬國海神預官社、舊事紀云、天火明櫛玉饒速日尊六世孫、建田背命、神服連、海部直、丹波國造、但馬國造等祖、姓氏錄云、左京神別天孫、但馬海直、火明命之後也」

瀬戸（セト） 今港村の大字なり、湯島の北三十町許、津居山其海中に孤立し、豐岡川の口を塞ぐ、其島陸の間一溝渠に通ず、之を瀬戸川と呼び、危橋を架す、天造地設の趣あり、延喜式、城崎郡西刀（セト）神社此に在り。

津居山（ツヰヤマ） 又津山（ツヤマ）と云ふ、今改めて港村と云ふ、豐岡川の河口なる江瀬中の小嶼なり、戸數二百、島周三十餘町。

(山津)

但馬考云、海東諸國記「源國吉、丁亥年使を遣し來て、舍利分身を賀せしむ、書には但馬州津山の富、佐佐木兵庫助源國吉と稱す」丁亥は我應仁元年なり、源國吉未た考へず、津山は丹生諸寄と共に、當國の三津と稱す、北海運送の泊するのみにあらず、女直韃且の諸勇も海を隔てゝ相對せり、關を設き戍を嚴にせではかなはざる所なり、然れども此關の事本朝の書には記せるものを見ず、土人は誤りて津居山と云、湯島より一里と雖、小舟にて行くに甚だ近し、左の方は小島といふ、それより瀬戸津居山とつゝきて在家あり、津居山を外へ出つれば、野知が島あり、其海岸の岸石さまざまの名目ありて、湯治の男女湯に入るひまびま、行厨竹筒を携へ爰に遊びて、岩上に毛氈を敷き漁舟をまねきて鮮魚を贖ひ膾に調へ柴火にやきて、酒のみ興ずる處なり、遠く望めば北の海渺茫として、目に及ぶ島もなし、隱岐國は乾に當りて天氣晴るの日は希に見ゆることありとぞ。○水路志云、津居山港は靑埼の東南東約四海里にあり、圓山川(又朝來（アサコ）川)の河口なり、港内狹隘にして、水深過半は三尋以下なり、港口北に面し、西乃至北東の風には大濤湲入して錨泊に堪へず、但港の西隅津居山島の南側に於て、門洲を超ゆれば、水深三[illegible]尋乃至三尋、沙底の處あり、稍風浪を防ぎ、小漁船及和船の錨泊に適す。

豐岡川（トヨヲカ） 朝來郡に發源し、養父出石の諸水を合せ、豐岡の東を過ぎ、津居山の東に至り海に入る、長凡十六里、其八鹿以北は舟楫を通ず、(圓山川朝來川等の名あり)其河口は即津居山港にして、其東南の港岸は田結氣比の濱とす、濱の廣さ東西十町南北十五町、水淺くして大略一仭とす、故に河水漲溢する毎に、沙石を流下して港内を壞淤し、又風浪大に起れば、泊舟安きを得ず。

延喜式、但馬國の御贄「一種海藻西摺十六籠、生鮭三摺十二度三度、鮨年魚二缶」とあるは此豐岡川の產なりし歟

美含郡（ミカミ） 明治二十九年廢して城崎郡へ入る、和名抄美具美と注し、六郷と分つも、其香住長井餘部

の三郷は二方七美と相接比し、矢田川の水域に属す。近世は一郡一万二千石の検田高とす、郡號は美含郷より起れるも、名義不詳。

竹野郷　和名抄、美含郡竹野郷、訓多加乃。○今竹野村是なり、即竹野川の河口なる大村にして、海上には賀島山あり、佐城崎郡餘戸郷の西に連る、太田文に「竹野郷九十一町六反、地頭安居院左衛門督、公文右衛門入道信道」とある此也。

鷹野神社　延喜式、美含郡の官社なり、竹野村に在りて濱坂天神と云ふ、古事記、境岡宮(懿徳)段に「御子當藝志比古命者、多遅麻之竹別、葦井之稻置之祖也」と見ゆ、此多遅麻の竹と云ふ蓋此地にして、神社は即當藝志比古命を祭る者ならん、竹別の事は他に傍證なしと雖、本州の舊族なりし事疑ふべきにあらず、又國造本紀に「但遅摩國造、竹野君同祖、彦坐王五世孫船穂足尼」とあるも此賊、丹後にも竹野郡あれど但遅摩とあるより思へば、此とすべし、此より彼丹後へも分裂移轉したる歟。

猫埼　竹野濱の北に一島あり、砂洲を以て相連接す、周廻三十餘町、賀島山と云ふ、其北角を猫崎と名つく、双峰聳えて猫耳に似たり。

美含金山　今竹野村大字須井より中竹野村大字金原須谷本見塚の山谷に渉る鑛區是なり、蓋石英脈の鑛床にして、硫化銀鑛を主と爲し、輝銀鑛銅及び自然黄金を伴隨す、東西二里南北一里の面積あり。

竹野川　椒村に發源し、北流四里餘、竹野濱に至り海に入る、椒、奥竹野、中竹野、竹野の四村は此水域に屬す。

([illegible])

轟は今中竹野村と云ふ、延喜式、美含郡阿故谷神社在り、又垣屋氏の寨址あり、垣屋氏は山名家の臣下にして、本州の豪族なりき、須谷は中竹野に屬す、圓通寺と云ふ古剎あり、貞治年中月庵和尚の開基、山名時義の建立する所、時義明徳元年卒去して圓通寺殿と謚す。

森本　今桑野、本河内、須野谷等と合併して奥竹野村と改む、椒村と相接し、竹野川の上游なり、土俗森本市場と云ふ。

美含郷　和名抄、美含郡美含郷、訓三久美。今詳ならず、蓋中竹野奥竹野の山中なるべし、太田文云、美含庄八十四町三反、領家浄土寺殿、地頭加賀民部入道行果。

佐須郷　和名抄、美含郡佐須郷。○今口佐津、奥佐津の二村是也、竹野濱の西に接し、山海自ら別境を成す、溪流を佐津川と云ふ、長三里、其源頭に延喜式、美含郡美伊神社在り、(奥佐津村大字三河に屬す)佐受神社は同く官社たり、大字米地に在り。太田文には「佐須庄七十八町七反、院御領、地頭太田千熊丸」と錄すれど、其後訛りて佐津庄と呼び、今に至りて公閑と爲る、訓谷は口佐津の大字にして、竹野香住間の小驛とす、訓谷の東北海濱岩嶼五六あり。

(佐津)(訓谷)

口佐津村の古俗に、毎年正月三日村民その寺に會合し、十五歳以上のものに「氏子ダイヤ」の稱を授け、戸主と爲るべきものに何々丸の稱を授く、今日に至るも其遺習あり、隣村安木と云ふ地の舊家に、天正二年正月に記せる人名帳ありて、

藤原兼秀　同氏子　ヒメ女　同　小二郎子ヨイ女　同彦五郎子サル丸

など、源氏、土師氏、小松氏の人名多く見ゆ。(考古)

丹生　訓谷の西なる浦上、上計、沖浦は丹生庄と稱したる地なり、今口佐津村に屬す、延喜式、美含郡丹生神社此に在り、太田文には院御領、丹生庄六町一反、地頭久下左衛門九郎と錄す、柴山の港澳は狹小甚しと雖、小舟の寄泊に可なり。○水路志云、柴山港は餘部埼の東約七海里、港口北面し、長一海里、幅二鏈餘、港内は狹隘にして小船の泊地に過ぎず、且沖より風浪來るときは、寄泊に堪へず、たゞ港内西澳は淺水なれども、能く風浪を防ぎ、和船には最良の泊地とす、港内三小村あり、白浦島は港の東角にて、高三五〇呎、樹草繁茂す、此島と陸岸とは岩礁に由て殆と相連り、高潮の時のみ岩間僅に小舟を通す。○按するに寛文十三年河村瑞賢の海運を計畫するや、能登の福浦、但馬の柴山、石見の温泉津等に消務場を置き、越羽の運船を利導したり、其事奥羽海運記に見ゆ。

(柴山港)

美方郡

美方郡　本州の西偏にして、明治廿九年、七美二方の兩郡を合同したるもの也、郡治を一二方村の村岡驛に置き、十一村を管治す、人口四万餘(城崎郡の所管なる香住餘部長井の三村も、本編今此につなぎぬ)

香住郷　和名抄、美含郡香住郷。○今香住村是なり、佐須郷の西に接し、射添川の河口にあたる、一日市矢田下濱等の大字之に屬す、延喜式美含郡法庭神社は下濱に在り。太田文云、帝釋寺十町九反三百三十歩この帝釋寺の字も今下濱に遺る、射添川は七美の山中に發し、此に至り凡十里、矢田濱にして香住灣に入るを以て矢田川とも呼ふ。

香住灣は餘部埼の東方約四海里にあり、其東端より城山なる一小半島(二五九呎)斗出して東角を成す、灣頭の前面は距濱三鏈半にして、水深三尋乃至五六尋泥底なり、灣頭の西端に矢田川あり、高潮平波の時僅に小舟を入るゝを得。

(矢田川)

鷹擧寺　香住村の大乘寺を云ふ、寺中に應擧の畫多し、寛政年中、住持密英京に遊び應擧に會ひ、資銀を假貸して其技を修めしむ、應擧之に因り遂に名聲を馳す、後應擧此に來り、上人の爲めに揮毫し、以て舊恩に報ふ、門弟子蘆雪源琦榮春等の描寫亦尠少ならず云々。

長井郷　(小原)　和名抄、美含郡長井郷、訓奈加井。○今長井村是なり、香住の南なる山村にして、七美郡射添郷に連る、大字小原三谷等あり、小原に延喜式美含郡椋橋神社存す、小原の西嶺を久斗山と云ふ、蓋三方七美美含三郡の交界とす。

按ふに長井は中世長氏の邑にや、陰德太平記に「因州布施屋形山名豐國は、但州二方郡長井の城主長氏の息女を迎へ、鳥取の武田高信を討たんと謀る、元龜二年八月、二方郡阿勢井の城主鹽冶肥前守も豐國に一味す」とあり、此二方郡とあるは美含の誤にならずや、但馬考にも「但馬の長氏は、延元元年、長谷部九郎左衛門尉信連に屬し、貞治の比は赤松等と合戰の事太平記に見ゆ、其後山名の幕下に屬し、美含郡林甫城に居る、天文九年、山名[illegible]豐の時、長越前守信行、二方郡桁谷城主鹽治氏と爭闘し殺さる、其遺子彌次郎出雲に遁竄し、永祿十一年歸國、鹽冶を撃ち林甫城を復す云々、天正八年、豐太閤入國の時、垣屋長の諸將戰死し、其家亡ぶ」といへり。

餘戸郷　和名抄、美含郡餘戸郷。○今餘部村是なり、香住村の西にして、其海角を餘部埼と云ふ、延喜式美含郡伊佐佐神社は本村に在り、蓋天日矛命を祭ると云ふ。(此餘戸郷は香住の剩餘を割きて、一郷と爲せる歟、海濵なれど蜑戸の謂に非ず)

餘部埼　本州西北の海角にして、餘部村のに屬す、是より以西因伯の海岸は、西南西に向ひ延伸す。水路誌云、餘部埼は著大なる岬頭にして、高八八〇呎、雜樹繁生す、其埼端は險崖にして水深し、埼の南々東三里半に蹲黒たる双峯あり、九斗山と云ふ、高二二〇〇呎にして、亦顕著なり。

七美郡　明治二十九年、二方郡と相合せ美方郡と改む、矢田川(射添川)の上游にして、山谷の間に部落す、和名抄志豆美と注し、五郷に分てり、(郡名は郷名より起る)但馬考云、七美郡は其數六千七百石、村岡殿山名氏の邑なり、四面山を以て圍まれ、通行甚だ難し、太田文の庄を以て和名抄の郷を推すに、本郡内竈堡もたがふことなし、たゞ中古以來膏腴の地むなしく逋逃の淵藪となり、小代一谷、射添東谷のみ今の世の口ずさみとなれり、百年この方山名公の采地として、庶民撫育の化に誇ることゝなれり。

射添川　又矢田川と云ふ、小代村の奥に發し、兎束川を容れ北流、射添村より長井村を經、矢田(香住村)に至り海に入る、長十里。

射添郷　和名抄、七美郡射添郷、訓伊曾布。○今射添村是なり、七美郡長井郷の南に連る、延喜式、七美郡伊曾布神社は大字味取に在り、又太田文云、觀喜壽院領、射添庄二十六町六反、地頭射添彌三郎。(射添は石生また礒原の義なるべし)

延喜式に射添驛と云ふは、山陰道の馬次にして、今大字和田川會などの邊ならん、是は養父郡養耆驛より此に來り、二方の面治郷に赴ける路程とす。

七美郷　和名抄、七美郡七美郷、訓之都美。○今一二分村是なり、射添郷の東南とす。延喜式志都美神社二座、三代實錄、貞觀十年七美神授位とあるもの是也、今廢亡す、其名義亦詳ならず。

但馬考云、太田文曰、長講堂領、七美庄三十三町、領家高辻播磨守、地頭和與入道淨有。この庄は近古一二分莊と曰ふ、莊内の萩山村は太田文に見ゆ、村岡は近世山名氏の館たり、此山名氏は時氏の裔にて、祖先は因幡布施屋形と本支の關係あり、天正八年、羽柴秀吉山陰道征伐の時、當國の出石屋形は亡びしも、布施屋形の禪高入道豐國を取立てゝ、當國に移され七美郡を給與せられしなり。

村岡　(一二分)　今一二分村と云ふ、美方郡衙此に在り、八鹿を去る七里、山中の大邑なり。延喜式、黒野神社は伊津岐山に存す。

村岡寨址　天正中豐臣氏、因州布施の山名屋形の豐國を此に封じ、七美一郡を分與す、子孫世襲して明治維新に至る、江戸幕府之を交代寄合衆に班せしめ、待遇は大名に準じたりと雖、小邑たるを免れざりき。

兎束郷　和名抄、七美郡兎束郷、訓土都加。○今兎束村是なり、七美郷の南に接す、和名抄土都加と注せるは誤れるならん。太田文云、長講堂領、兎束庄五十二町一反、下司兎束左衛門入道道惠。延喜式七美郡高坂神社は、今大字高坂に在り。

福岡　今兎束村の大字なり、養父郡關宮より(二里)此を經て(二里)村岡に至るべし、小山驛なり。但馬考云、豐太閤の時、山名入道禪高郡に封ぜられ、兎束に館をかまへ、福岡と改めらる云々。

驛家郷　和名抄、七美郡驛家郷。○今詳ならず、延喜式に射添驛あれば、卽其驛かとも想はるれど、和名抄には射添驛家各別の郷名とす、但馬考には「驛はウマツキなり、今俗の駒次庄と云ふに當る、其義よくかなへり、太田文に熊次と錄す」と述ぶ、此說によれば、今の熊次村とす。

山前　延喜式に見ゆる驛次なり、七美郡の驛家にして今の熊次と稱るもの此驛址なるべし、養父郡養耆郷より八木川に添ひて山前に至り、氷山峠を踰え因州八東郡若櫻驛に至るべし。

熊次（クマツギ）　今熊次村と云ふ、八木川の源頭にして、七美郡の南極とす、太田文に「八幡宮領、熊次別宮六町七反半、地頭溯原人道西念跡三人領」云々と注す、別宮といふは今も大字に殘れり。（關宮驛より熊次氷山を踰え若櫻に至る凡六里）扶桑略記、長元八年但馬國八幡別宮の事見ゆ。

（別宮）

豹山（ヘウノセン）　又氷の山と云ふ、熊次村の西嶺にして、因但二州を堺す、抽海凡一千四百米突、（一説此山を四箇山と云ふ）山陰道の別路は此山脈を横絶す。

小代郷（チシロ）

和名抄、七美郡小代郷、訓乎之呂。○今小代村是なり、鬼束の西、射添の南なる一山谷是なり、俗に小代谷と呼ふ、温泉一所あり、八十度許の熱を有す。延喜式、七美郡小代神社二座は今大字秋岡に在り、多他神社は大字忠宮に在り。太田文云、長講堂領、小代庄三十八町、領家近衛殿、下司八木七郎入道見阿御家人。

但馬考云、天正五年、羽柴秀吉但州へ攻入り、八木を乘取、凱旋せられ、代官藤堂某に國政を命せられしに、奸賊多く横行し、藤堂も養父郡大屋に籠り居りぬ、天正八年、秀吉播州より直に明延山を越に、大屋に入り、七美郡の一揆を治め、出石城へ赴き給ふ。豐鑑云、天正八年、但馬の國へおもむき給ひしに、此國にはさゝへて戰べき便もなければ、皆したがひつきぬ、おしろ谷とかやに、野伏ども集りありしを、少々討亡、弟美濃守秀長を國の守りに置き、播磨の國に歸り給ひぬ。

二方郡（フタカタ）

明治二十九年廢して七美郡に併せ、美方の新號を立つ、和名抄布太加太と注し、其九郷に分つを見れば、古代には民口の早く繁殖したる地なり、然れども其域内狹少、近世は一萬石許の邑なりき、一郡全く濱坂川の水域に成る。

二方國造は舊事本紀に見ゆ「二方國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、出雲國造同祖、遷狛一奴命孫美尼布命、定賜國造」と、二方國他に見ゆる所なけれど、往時七美を包有して出雲國造の支流之を治めしと云ふは、事勢に於て當然ならん。

（二方國）

扇山（アフギノセン）　濱坂川の源にして、但馬因幡の國界に當る、抽海一千二百米突、群嶺に超越して特立す、氷山の北四里許、一脈の連峰なり、尚北走して蒲生峠と爲り、居組濱に至り海中に盡く。

八田郷（ハタ・ヤツダ）

和名抄、二方郡八田郷、訓波多。○今八田村是なり、扇山蒲生峠の下なる山村なり、其ヤツタと唱ふるは訛ならん。八田庄は山州新熊野文書、養和中のものに見ゆ、太田文にも歡喜壽院領内、八太庄廿五町九反半、下司邊栖二郎宗吉と錄す。延喜式二方郡須加神社は、大字宮脇に在り。（古事記傳に此なる須加神社を、天之日矛の裔孫酢鹿の諸男の由緒歟と曰へり、然れども出雲素戔嗚尊の神跡にも、須加の名を負ふもの多し）

熊野郷（クマノ）

和名抄、二方郡熊野郷。○今詳ならず、温泉村と八田村の間なる照來村にあたる歟、熊野と云ふは出雲神を移し祭れるより起る名ならん。

温泉郷（ユ・ユセン）

和名抄、二方郡温泉郷、訓由。○今温泉村是なり、大字湯村存す、但馬考に温泉は今ユセンと訓み、文字も湯前に改めし由見ゆ、ユセンとは古人ウンセンとよめるを訛れるもの也。太田文云、蓮華王院領、温泉庄七十四町六反半、五分地頭奈良九市太郎宗光。

湯村（ユムラ）　今温泉村と云ふ、村岡の西北四里、山間の小市邑とす、所出の湯泉は、噴吐頗盛なりと雖、地僻にして浴者多からず。一書云、湯村靈泉は温百七十二度、浴槽に導き百十度許に下る、泉源は岩罅より出て、池に滿たし木石を以て其底井に閘をたゝむ、浴場は六槽を設け、熱池より之に導き冷水を和して人體に適せしむ、池傍に春木川と呼ふ一溪あり、溪傍一泉噴出、熱度最高し、白雲蒸騰して咫尺を辨せず、土人此泉に就き菜を煮る、又川原湯と呼ぶ一泉あり、浴室の設なし、（或人曰ふ溪傍所々泉竅あり、之を穿てば皆温氣ありと）、旅店十餘戸あれど、車馬の便を缺き、寂寞の湯治場たり。

面沼（メヌ）　古驛名なり、今湯村の西、大字竹田に延喜式二方郡面沼神社存す、（神祇志料）即此地とす、山陰道の古驛路にして、七美郡射添驛より、面沼を經て、因州蒲生驛に通せる也。

春來（ハルキ）　湯村の東にして、今温泉村の大字とす、延喜式、二方郡春來神社此に在り、湯村々岡の通路之を經由す。

田公郷（タキミ）

和名抄、二方郡田公郷、訓多木美。○今大庭郷に併せ大庭村に入る、大字新市、古市、柘谷などの地と云ふ、（但馬考）温泉村の北なり、神鳳抄に「但馬國内宮、田公御厨、上分紙五帖、口入百帖、件御厨建仁二年寄進、上分紙在之」と錄し、太田文にも「伊勢大神宮領、田公御厨四十八町三反、地頭長井出羽入道、公文左近太郎貞直代信念注文定」と錄せり。

久斗郷（クト）

和名抄、二方郡久斗郷訓久士。○今美含郡長井郷に合せ、長井村に入る、田公郷の東なり、大庭村の大字藤尾、高末、久谷なども久斗郷の中なりしに似たり、太田文には長講堂領久士庄と爲る地なり、久斗山は今大字にも又山名にも呼ふ、餘部崎の南方に隆起する一崎なり。（久斗の地名は氣多郡にもあり、名義を知らず）

（久斗山）

大庭郷（オホバ）

和名抄、二方郡大庭郷、訓於保無和。○今大庭村の北部なる、二日市、福富また東濱村の大字濱坂などの地にあたるごとし、延喜式二方郡大家神社今二日市に在り、大庭大家同義にや、太田文には「長講堂領大庭庄、七十四町五反、案主井下司宮井太郎兵衛尉盛長」云々と見ゆ。

濱坂（ハマサカ） 今二方郷の諸村を合併し、東濱村と改む、諸濱に臨み、其興所を鬼門と名つく、岸田川舊二方郷の濱流を合併して此に注く、即濱坂川の名あり長凡七里。

二方郷（フタカタ） 和名抄、二方郷、訓布多加多。○今東濱村の大字田井三尾等の地なるべし、大庭郷の東北にして、美含郡余部郷の堺に至る、延喜式二方郡二方神社は田井に在り、蓋二方國造の祖神を祭れるものならん、二方庄の名は山州新熊野文書、養和中のものに見え、又太田文に「新熊野社領寄院領、二方庄廿五町九反半、下司爲野源太吉高」とあり。

諸寄（モロヨセ） 今居組と合同し、西濱村と改む、濱坂の西にして小港灣を抱く、諸寄より因州境までを土俗雪白濱と云ふ但馬考に其事を證して曰く、雪白濱（ユキノシラ）は名所方角抄に在所不明と注す、六帖の歌に據れば、是れ諸寄の浦なり、

(雪白濱)

但馬なる雪の白濱もろよせは思ひしものを人のとや見ん、〔六帖〕心もてもろよせ川の水ならは瀬瀬もわかず思ひ渡らん。〔袖中抄〕

居組（キヾミ） 今西濱村の大字と為る、諸寄の西にして、因州境に接する海村なり、其海岸に岩礁散布し、多少泊舟の便あり、居組は中世大歳庄と稱し、伊含に作れるを、後世居組に訛る。

但馬考云、細川幽齋集に曰く、濱野郡を辰時ばかりに出舟して、其日暮ほどに但馬國の揖居組と云所に舟泊しける、旅宿いと處狹くて

(大歳)

主從も旅にしあれば里の名の居組にしたる假の宿哉。

今居組ばかりを別に大歳（オホトシ）の庄といふは、延喜式の大歳神社こゝにいます故ならん、本名は伊含なり、太田文大庭の庄に加ふるとあり、今居組と書くは訓同じければなり。

陽口郷（ヤクチ） 和名抄、二方郡陽口郷。○今詳ならず、ヤクチとよむ歟、又陽湯の誤にて濱村の山口にやと疑はる、高山寺本之を缺く。

刀岐郷 和名抄、二方郡刀岐郷。○今詳ならず、トキとよむ歟、諸寄居組などは郷名を缺く、それにあつべきごとし。

播磨國

播磨國（ハリマ） 東は攝津、東北は丹波、北は但馬因幡、西は備前美作、南は海に至る、面積約三百四十方里、加古川、神崎川(市川)揖保川、千種川の四水あり、其北方の山谷に發す、故に形勢亦之に從ひ、南北各海山の様相あり、今十三郡、(飾磨は郡治を離れて一市を成す) 兵庫縣の管治とす。

播磨は和名抄波里萬と訓し、延喜式十二郡とす、古風土記本州十郡の遺文を傳ふと雖、明石赤穗の二郡全く缺けたり(此風土記は和銅年中の修撰なるべしと云ふ、古風土記中の最古文とす) 貞和の比、峯相山（ミネアヒ）の僧私に本州の寺社舊記并に事蹟を録して後に傳ふ、妄誕を混せりと雖亦參考すべし。赤松圓村、元弘建武の際大に武略を伸ぶ、是より族黨郡邑に繁衍し、隣州に及べ、天正中に至り衰滅す。(州號に唱へては、播州（バン）といふ)

(播州)

播磨は太古伊和大神(大己貴命又葦原志許男)新羅王子天日矛と其占國を爭へたまへる傳説を傳ふ、又三間津日子天皇(孝昭)巡行の説あり、孝靈天皇の諸皇子は針間を道口と爲し、進みて吉備に入り治化を布きたまふ、古事記に其一皇子「日子寤間命者、針間牛鹿（ハリマウシカ）臣之祖也」と曰ふ、景行天皇は針間の伊那毘大郎女并に若郎女(孝靈の皇子、若建吉備津彦の女)を娶り、多く皇子あり、成務天皇の時、御諸別命を以て針間國造と爲し、針間別と號せしむ、

(針間)

景行紀云、稻背入彦皇子、是播磨別之始祖也。姓氏錄云、佐伯直、景行天皇々子、稻背入彦命之後也、男御諸別命、成務天皇御代、中分針間國給之、仍號針間別。國造本紀云、針間國造、志賀高穴穂朝、稻背入彦命孫、伊許自別命定賜。

風土記并に國造本紀を按するに、別に明石國造あり、風土記(餝磨の安相里の條)國造豐忍別命とあるは、蓋針間別にして、伊許自別の子歟、仁德紀亦播磨國造あり、

天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等、(中略)於是播磨國造祖速待獨進歌之曰

瀰箇始報（ミカシホ）播利摩（ハリマ）はやまちいはくだすかしてくともあれやしなはむ、

即日以玖賀媛賜速待、

因りて按ふに上古の針間、成務帝の時其東國を割き鴨國を置き、應神帝の時更に其東南を割きて明石國と爲されし歟、國郡制置の時又合同して播磨一州と爲る、されば針間は本來一州の總名とす、古語に「ミカシホハリマ」と云ふは、蓋明石濱の義にして、濱を延へてハリマと曰へる歟、古言相通せるならん。

古事記傳云、播磨は其風土記に萩原里針間井（ハリハラ ハリマ）の說見ゆ、國名も是より出たりげに聞ゆ、若然らば樹の木に由れる名也。和訓栞云、赤染衛門集に、播磨より來たる人の針をおこせしを見て、新猿樂記に當國の名產をあげたる中にも、播磨の針を見えたれば、針によれる國名なるべし、播磨事始經考云、大八洲記に詞林采葉抄を引き、播磨と云ふは昔此國萩の多く生たる故なりとあり、俗說此國の海濱張弓の如くなる故に、張濱と名つけらるとぞ。

舊說萩栽もしくは針に因ありと云たるは、猶疑ふへし、俗說張濱と云ふは却て理解し易し、然れとも古語に徵證すれば「嚴潮の濱」といふもの、最あたれるを覺ゆ。○播

廣名所拾遺増補云、上古は今の飾東郡より西を針間國と云、加茂多可を針間鴨國と云、赤石加古三木印南などを明石國と云。

本州田數、和名抄二万千四百餘町とす、峰相記に載せて曰く、天平年中、田代七千餘町白田三千六百餘町、當治年中、當國惣捻に田九個四万六千餘町の時は、當國二万一千百餘町と云、關東御教書にて、嘉禎三年田所学注進には、一萬六千七百餘町、建治三年南都田所注進には一萬七千四百餘町と、（按に田所注進は實田の數ならん、近く明治の初めには田畑五萬九千町と曰へり）

晋播、距京師二百餘里、居山陽上游、面海背山、沿海一帶三百餘里、三藩封疆、西北又多侯藩、而邑之屬於官者相接、其中氣候溫和、山水秀麗、北壤肥、其田腴、蒼於山、煮於海、地四通五達、富商巨賈居焉、唯其海陸形便、貨賄所集、是以藩封之外、巨鎭大邑、櫛接不遑、官通官置之外、路之南通者、屋之後而瀕者、商賈所在、（孔雀樓文集）

播磨灘（ハリマナダ）　播磨の海洋にして、南は讃岐に至る、洋中に家島（イヘシマ）群嶼あり。〇此洋は、東方淡路島と、西方小豆島との間に在り、他に比すれば水淺く、其最深處二十尋内外にして、洋の南部は危險なし、然れども其北部は島嶼岩石多く、而して此群嶼の周圍及其間には、淺き水道あり、鹿瀨（シシノセ）は灘の東部に位置する一岩堆にして、沙灘北岸を蔽ふ、是れ明石浦より西南西十二海里間に延伸する一大沙堆、南西端に凸起するものの如し、明石瀨戸西口航路の北側に當る、此灘は水深六尋、乃至十二尋にして、三海里に伸ぶ、浮標の設ありといへども、明石浦と鹿瀨との間は、航路に取る事勿れ、又室津瀨は、明石瀨戸西口航路の南側にある一沙堆なり、堆上水深七尋乃至五尋にして、鹿瀨の南二海里半に位し、幾と之く頭行す、此瀨は航行に害なしといへども、船舶は常に其北方を經過す。（水路志）

響灘（ヒビキノナダ）　播磨灘の一處なるべし、今は此名なし、一說印南郡の洋とも云へり。李部王記云、天德四年六月廿一日、備前備中淡路等飛驛至、備前使申、賊船二艘純友等也、從響奈多指舟晩逝、疑入京歟。

音にきゝ目にはまだ見ぬ播磨なるひびきのなだと云はまことか、（忠見家集）　うかれめ

源氏物語、玉鬘の卷云、思ふかたの風さへすすみて、舟は危きまて走り登りぬ、響の灘もなだらかに過さぬ、海賊の舟いかふ樣にて來るなど云ふものあり、海賊のひたふるならんよりも、彼の恐ろしき人の追來るにやと思ふに、せん方なし、

うき事に胸のみさわくひびきには響の灘もさはらざりけり。（源氏）

鹿背淺瀨（シシノセ）　明石海峽の西南、常航路の左右に二淺瀨あり、殊に北側なる淺瀨を鹿背と名づけ、古來海客船戸の警戒する所とす、俗說に十九里の淺瀨と因へり。（播磨灘を參看）

御鹽（ミカシホ）は此國の古諺にて、即播磨灘より起れる事に似たり。風土記云、昔大汝命之子、火明命、心行甚強、是以父神患之、欲遁棄之、乃到因達（イタテ）神山、遣其子汲水、未還以前、即發船遁去、於是火明命還來、見船發去、即大瞋怒、仍起風波、追迫其船、々不能進行、遂被打破云々、當時大汝命謂、欲遁惡子、反遇風波、被太辛苦哉、故曰苦齋、（標注に曰ふ、瞋鹽は怒潮なり、仁德紀に見はるみかしほも同しからむと、苦齋は本書苦齋にも作り、其訓義を詳にせず、辛苦とあるより推せば、苦齋を可とす、（栗田氏標注本には、つけのわたり、又のりせと訓す、栗田氏標注本に苦濟に作る）古事記神代卷に苦瀨をウキセに假る、苦齋もウキセとよみて、又播磨灘の一名なるへし。

吾家山水本超凡、諸島水連同[illegible]、十里帆檣風不斷、家々門外有春帆、　[illegible]兒

明石郡

明石郡（アカシ）　播磨國の東端にして、畿内の海際を承け、山陽道の首に居る、今一町十一村、人口六萬、明石町を治所とす。

明石郡、和名抄安加志と注し、風土記には本郡を脫失し、其名義を參考するを得ず。古書に赤石（アカシ）又明（アカシ）に作る者あり、其名義は其海中に赤石あるに因ると云ふも、詳ならず、（和訓栞云、明石の海中に赤石を出す、硯に用ゐて尤良とすと）古へは明石國造あり、國造本紀に「輕島豐明朝（應神）御世、大倭直同祖、八代足尼兒、都彌自足尼定賜」と錄し、姓氏錄には「椎根津彥命、大倭直祖）九世孫、矢代宿禰」とあるに合ひ、續紀「神護景雲三年、明石郡人海直溝長等十八人、賜姓大和赤石連」峰相記「康保年中、當國在廳、明石大夫大和朋藤」などと云ふ者、郡國造の裔孫とす。〇按するに赤石は古へ賀古印南美囊の地を總稱し、或は印南を以て別名とす、孝靈天皇の子伊佐々比古命吉備針間を平治して、賀古の地に住し、其女印南別孃を景行帝に納る、其男武卜の裔孫土着の大姓と爲る、中に印南臣あり。（明石國造が印南臣に代り東播磨を治めし所以、未詳）武族割據の頃、赤松氏國務を領し、其一族別所氏を以て東播磨を司らしむ、天正中に至り別所氏亡ひて近代封侯易置の狀とはなりぬ。〇明石郡、近夜檢田四萬九千石。

（赤石）（明）（明石圀）

播淡州舟中　　黃石

赤石城邊買小舟、瑠璃盤上綠於油、不澤一片風帆力、

十里乘潮到淡州、

明石海峡

又明石瀬戸と云ふ、播磨灘の東口にして、瀬戸内海の一關門とす、（本來瀬戸内とは明石の瀬戸の内と云ふ意にて、明石以西の海面を指せり、本篇には紀淡海峡を東口とし、四國九州中國の間なる裏海の全區を指して、瀬戸内海と云ふ）播磨の舞子濱、鳥埼、明石市街等を北岸とし、淡路の岩屋村、江埼、絹島等を南岸とす、其闊約二海里とす。○此海峡は古書に赤石門又は、明の大門と呼ふ、其北岸には明石浦と云ひ、其南岸には松帆浦、岩屋浦、絹島磯と云ひ、古來多く詞藻に入る、續後紀に「承和十二年八月、淡路國明石濱、始置船井渡子、以備往還」とあれば、南海道の古驛路は、此に係由せるを知る。

（赤石門）

粟島にこき渡らむと思へども赤石の門浪未たさわげり、（萬葉）

（明大門）

ともし火の明の大門に入日にやこきわかれなむ家のあたり見ず、（同上）

月のあかかりける頃、明石にまかりて月を見て登りたりけるに、都の人々月は如何にやと尋ねければよめる、　平　忠盛

有明の月のあかしの浦風に波ばかりこそよると見えしか、（金葉集、長門本平家には首句を播磨路やに作る）

水路志云、明石瀬戸は淡路島の北角江埼と播磨の明石海岸との間にして、闊約二海里、瀬戸の北側に明石の市街あり、又舊城あり白色の城樓は蓊鬱たる樹林中にありて顯著なり、潮流は不定にして、强き激湍を起す、殊に明石邑西端附近に於ては、其會合地なるを以て最も甚し、潮流の更迭は潮の漲落と同時に起りて、漲潮は東方に流る、太陰日第七日に於る漲落兩流の最速力は二節半にして、其憩潮は約半時間なり。○海深は、明石瀬戸六十八尋、内海の最深所とす。

垂見郷

和名抄、明石郡垂見郷、訓多留美。（高山寺本垂水）○今垂水村是なり、郡の東南限にして、攝津八部郡須磨浦に接す、垂見の浦を舞子と云ひ、明石海峡の北側に當る、今鹽屋、東垂水、西垂水、山田、名谷、多聞等の大字あり。延喜式「左馬寮、播磨國垂氷牧」と云ふも此なるべし、名谷多門などの山野に放牧したる歟、垂氷の氷は水の誤寫のみ。

（垂水）

海神社

今垂水神と混じ、公稱垂水社と云ふ、延喜式本郡の名神大社也、新抄格勅符、大同元年、明石垂水神封十戸と見ゆ、（方角抄云、此たるみと云所は、須磨と大倉谷との間に有なり、社有、神殿は南向なり）今官幣中社に列せらる。

按に播州神名記（増位山隨願寺に傳へし當國神名帳なり）に垂水大明神海大神を並記し、其垂水は式外とす、峯相記に「垂水大明神は、因州上宮（宇倍神社武内宿禰を祭ると云ふ）の御子とも申す、[illegible]有、海明神、衣財田明神、四座分明ならず」と曰ふ衣財田も式外にて、海三座と通計して四座と爲す。

（垂水神社）

おりのほる人のためとや此にしも跡をたるみのあけの玉垣、（夫木集）

神祇志料云、海神社三座、今垂水村に在り、故に垂水神社と云ひ、又日向明神といふ、（播磨事始、神名帳考證、神名打聞）蓋底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神を祭る、（古事記、延喜式、本社傳說等）按ふに本社縁起に神功皇后三韓を征けて還りまし﹅時、俄に暴風起りて危かりしかば、皇后綿津見神三座を祭りしに風波忽靜りきとあるは、古傳と聞えたり、舊事本紀に、倭國造の祖椎根津彦命を以て、彦火々出見尊海神の女玉依姫命に娶て生坐る武位起命の子とす、また、明石國造は倭國造の族にて、續日本紀、神護景雲三年大和赤石連姓を賜ひ、後世に至て大和氏又在廳官人たる者あるに據らば、本社疑らくは明石國造の祭る所ならむ。西垂水の日向明神を明石國造の祭れる者と云說、頗研究に足る、延喜式和州の春日三[illegible]二所にも日向神社あり、（日向は比奈多とよむべし、萬葉集散木集に比奈多の語あり）明石の例を以て推せば、倭國造の祭れるもの也、唯其社殿の南面するより日向の名の起れるに非ず、越後國式内青海神社も倭國造同祖青海首の祖廟なるが、其社人に日向氏あり、猶千歳の條を參考すべし。又垂水の名義に就き播州名所圖會は「薄野より西舞子まで二村にわたりて、海岸に水の垂る﹅處ありしも今はなし、海舟の用水を取し所也」と述ぶれど、垂水は海神の氏子氏人の稱號なる事、攝州住吉并に垂水神社に見ゆる如し、必しも垂水の泉の有無を問はず。

鹽屋

今垂水村の大字なり、明石須磨の境河に接し、鐵枴峰の下なり、此里と東垂水の間を薄野とよぶ。○平家物語云、六日の曙、大將軍義經、一万餘騎を二手に分ちて、土肥次郎實平に七千餘騎を指添へて、一の谷の西の木戸口へ差遣はす、其夜一の谷近う、鹽屋と云ふ所あり、未た夜深かりければ、實平此にひかへたり。

千壺

舞子濱、東西垂水に古墳散在す、其最名高きを千壺とす、千壺とは墳上の埴輪等物の多かりしより起れる名稱也。○播州名所圖會云、東垂水の岸の上に、千坊谷とて、龍華山等法[illegible]寺の舊跡あり、西垂水の海道人家の前に遊女塚と云者あり、塚上に石塔あり、是は俗說に博多の商人竹村、建武の頃攝津國江口の遊女が爲に建てしとぞ、其實を知らず、又海道より二三町北に岩家多し、十町計の間、奥の窟に至り、其數三十六あり、間口一間斗、深さ二間餘、一間斗にて、大小打交り大石を以て造る、屋根は二間餘程にて大也、門口一段低く入れり、是皆いにしへの墓也、又千壺塚は遊女塚の西一町とす、一堆の丘の周圍に、一尺五寸許の[illegible]數百、東[illegible]の如く埋めて、

幾由もしかり、是いにしへの山名にして、當國に此類多し、既に當國宿當の邊、國分寺の東に霞の月山といへる千塚ありて車輪の如し、又加古郡玉野(タマノ)といへる所に四塚と云ふ千塚ありて車輪の如し、其土物を顯て埴輪といふ、此山陵は、忍熊麛坂二王子の造りたまへる、仲哀帝陵なり。○人見塚考證、千壽は現今舞子停車場を距る二町許、明石街道右方の丘上に在り、陪塚又は遊女塚など、稱立するもの四五あり、(遊女塚、今鐵道線に當り、破壞す)埴輪の配列を探るに、稍は二列なりといふも、實は三列とす、即陵墓は四段となる、塚は更に其上段にして、瓢狀の後凸處の中央に坐す、又云、千壽に關する舊來の口碑には、二種の別あり、第一五色塚と云ふ事、第二仲哀帝の假陵とする事、而て五色塚の名稱に又二種の說あり、甲は五色の石を以て築く、故に此名ありと、乙は五色の花を瓶中に插む、是れ名稱の起る所以と、而て此二說中甲の口碑即ち、五色の石を採て築く云々の言は、此陵墓を全然麛坂忍熊の二皇子が築造せしものと見てのことにして、乙說即ち瓶中に五色の花を插む云々のことは、陵墓築造者の如何に關せざるものなり、書紀文面に麛坂忍熊の二皇子が「詐爲天皇作陵、詣播磨、興山陵於赤石、仍編船絙于淡路島、運其島石而造之」との語あれど、是れ大に疑なき能はず、蒲生君平所藏の文中には「頂石稜露、年代久、土崩自露乎、若坂國築之乎」とあり、今も頂上に於て礫に石棺の破片を實見し得、去れば千壽には石棺あり、又石棺あるものと見て可なり、而て遂らずに同市の埴輪を以てす、麛坂忍熊の二皇子が單に口實とせし陵墓が、斯く迄完備せるものとは最と信じ難き事といふべし、考古學雜誌云、垂水の千壽は稱造未成の墓にあらず、今陵上を見るに巨大の圓石を敷かれ、全く埋葬完工の所とす、其仲哀帝陵に擬して造られし者にあらざること論なし、按ずるに是れ明石國造の墓ならん、明石國造の墓は玉野の千壽にして、播磨國造の墓は霞野の千壽なるへしと思惟せらるれば也。

烏崎(カラスザキ)　西垂水の海岸にして、汀線此に於て屈折す、即其西は明石の曲浦にして、東は舞子の長汀なり。

舞子濱(マヒコノハマ)　垂水の海濱を云ふ、東は須磨浦に連り、西は明石浦を控へたり、明石海峽の北側とす。此地風景明媚世に聞ゆる名所なれど、古書には絕えて見えず、蓋明石浦の比隣なれば、古人は取出でて名所と稱さざりし如し、近世に至りては須磨明石よりも、舞子の方を賞美する事と爲りぬ、殊に攝病養生の客、此地の氣候を喜びて四集し、林間水濱に亭館樓閣の設あらざるなし、神戶を距る九哩、姬路を距る二十五哩。

舞妓濱　　山陽

松翠沙明數戶村、鮮鱗上店佐饒尊、毎過一醉終成例、不記泥淵第幾痕、

舞兒磯　　星巖

粉堞依微赤石城、香彩爭出踏春晴、最好舞兒磯上望、淡山如髻靄中明、

山田(ヤマダ)　(多門)　今垂見村の大字にして、烏崎の西北十餘町とす、(大藏谷の東)山田の北十餘町山中に多聞(タモン)寺と云ふ台敎の古刹あり、本尊毘沙門天、慈覺大師開基と傳ふるも、其實を詳にせず、今大字を多門と唱ふ、峰相記にも見ゆ。平家物語に、高倉院上皇嚴島御幸の時、播磨國山田の浦に着御の事見ゆ、御幸記には「播磨の國山田といふ所に、いるの御まうけあり、こころことにつくりたり、庭には黑き白き石にて、あられのかたにいしたゝみにし、松をふき、樣々のかざりどもをぞしわたしたる、御まうけ、海のいろ〳〵をつくし、山の木の實をいろひて、いとなめる」と載せたり、又東鑑に「養和元年、入道平相國薨、遺言云、三箇日以後、可有葬之儀、於遺骨者、納播磨國山田法華堂、毎七日可修如形佛事」(播州武庫郡八條寺址

參考すべし)この地のことに似たり、不審し

櫛淵(クシフチ)　今詳ならず、垂見村東部の瀧川の古名にや、瀧川は往昔より播攝の州界なれば、孝德天皇の時畿内も正しく此に限られしにや、孝德紀、大化二年の詔に「西自赤石櫛淵以來、爲畿內」と曰へり、猶考ふべし。

明石浦(アカシノウラ)　垂見の烏崎以西の曲浦をいへり、又明石潟とも呼ふ、或は此名を廣く明石郡の海上に押し及ぼして、指すこともあり、允恭紀に「赤石海底、有眞珠」と見ゆるも此處、然れども近世此海に眞珠貝の棲在を聞かず、猶疑ふべし。

明方(アカシガタ)潮干の道をあすよりはしたゑましけむ家近つけば、(萬葉)　山部赤人　あが舟は明石の浦にこぎはてむ沖邊なさかりさよ深にけり、(同上)門部王、在難波、見漁火燭光作歌、　見渡せば明石の浦にともす火のほにぞ出ぬる妹に戀ふらく、(同上)

ほの〳〵と明石の浦の朝霧に島かくれ行舟借しぞ思ふ、(古今)白波も立てど衣にかさならぬ明石も須磨も己が浦々、(新古今)ほの〳〵とあかしの濱をこき來れば昨日難しき浪ぞ立ける、(雨之集)

播磨へ行くに、あかしの濱にてよるいさくらきに、千鳥なきて沖の方へいぬ、

白浪にはね打かはしはま千鳥かなしきものは夜の一聲、(重之集)竹取物語にも明石のはまの事見ゆ)

送人遊赤石　　失名

紅亭綠酒暫相留、美衡掲帆赤石遊、試見明波朝露洋、依微島樹遠行舟、

十四夕、登海樓與諸友同飲　　蜆齋

二十三年赤浦秋、玲瓏宛若僧同遊、蹲前縷雲霧滿思、秋霽如山月滿樓、

明石鄕(アカシ)　和名抄、明石郡明石鄕、訓安加之。(今明石町是なり、垂見の西北に接す、大字明石、大

藏谷、當津、王子等あり、延喜式明石驛馬三十疋と見ゆるは、山陽南海兩道の首驛にして、其故驛址は大藏谷にあたると云ふ、明石市街は元和中明石築城以降の邑里とす。○東鑑云、文治元年、下河邊庄司行平自鎮西參着、二品(賴朝)直賜御杯於行平、仰曰西國者大略見之歟、依今度勲功先行一國守護職、何國哉可請者、行平申云、播摩國石取塲明石等之勝地、有如書寫山之靈場、尤所望云々。

大藏谷(オホクラダニ)

今明石町の大字なり、市街の東にして垂見村山田の西、海に沿ひ小溪を挾む。名所圖會云、大藏谷は昔の明石の驛家にして、納租の庫ありければ、其名出つ、風雅集に

　足利尊氏公、世の中さはがしく侍りける頃、三草山を過りて、大藏谷と云所にて、

　今向ふ方はあかしの浦ながらまだ晴れやらぬ我思哉。

平家物語に、福原一谷の敗の後、平經正大藏谷に於て自殺の事見ゆ、今此地に平忠度の墓と稱するものあれど、經正墓なし、疑ふべし。又筑前原田系譜に、後漢献帝の後胤、阿多倍王、大化年中本朝に投歸し、播磨國明石浦に着岸し、大藏谷に居住す、故に子孫大藏を以て姓とし、春實に至り築紫に下り軍功を立つる由見ゆ、今按ふに此大藏の地名は上古赤石御厨にて、官倉ありしに起因す、然れども原田大藏氏の祖を阿智使主と云ひ、應神帝の朝に歸化し、其子孫大藏内藏の二家あり、播州の大藏と相干與する所なし。(和州檜前郷參考すべし)

休(ヤスミ)天神社は大藏谷稻爪(イナツメ)の西に在り、菅原道眞を祭る、道眞讃岐守に任せられし時、明石を過ぎ驛舍の壁に詩を題したる事は、菅家文草に「歸京之次、到播州明石驛」と見え、後筑紫左遷の時「驛長無驚時變改、一榮一落是春秋」と賦せられしとて、後人追感して、此に祠宇を立つ、大鏡にも此事を録せり。按するに明石驛は、釋紀所引古風土記逸文に「明石驛家、駒手(コマテノミヰ)御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於井口、朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭嶋根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一日不堪御食之時、故作歌而止、唱曰住吉之大倉向而飛者許曾、速鳥云目何速鳥」と録す、今大藏谷に摩耶坂摩耶谷の名殘る、摩耶は宇摩耶の訛りならずや。

(休天神社)

(駒手)

稻爪(イナツメ)神社

名所圖會云、稻爪神は大藏谷に祭る、社說に推古天皇の朝に、伊豫國越智益躬と云人、南蠻を此に誅ふ、其時伊豫の三島明神を祈りて功ありし故に勸請す、社の紋は傍明神に三の字を書く、即越智氏の紋章とす、一說稻爪は稻積とも書し、往古租稅を納め置かれし所歟、大藏の地名に合せ考ふべし。(今按ふに釋紀所引風土記に「大帶日子命(景行)到赤石郡厨(カシハ)御井、供進御食曰厨(クリヤ)御井」と載する厨御井(一本作厩御井)は駒手御井に同しかるべし、即明石、驛家に在りし甘泉なり、此甘泉址は今傳ふる所なしと雖、其厨と名つけられし所以と、大藏の稱の遺れるに由りて、古代此地に官家(ミヤケ)ありし事推斷すべし、驛家八社も此官家の稻倉神と論するを得ん。)

人丸(ヒトマル)祠

名所圖會云、人丸社は大藏谷に在り、別當を月照寺と云ふ、元和年中、明石城を築かるゝ時、此に移さる、昔は人丸塚と云ふもの、今の城中に在しとぞ、社前に林崇寫撰文の石碑并に盲杖(マウジヤウ)櫻と呼ぶ花樹あり、又一石に

　たてつほやはかなきゆめをなつのつき

といふ芭蕉の句を刻めり。○明石浦に人丸を祭るは、古今集序人丸の「ほのぼの」の一章ありて、此人を後世歌神と崇むるに由る、然れども「ほのぼの」の歌は萬葉集に載せず、今昔物語に小野篁西下の時離情を述へし作なりと云ふ、詞意を玩味すれば、篁の作と云ふ方其實を得るごとし。

赤石　　篁川

氷雪當夏影將開、赤石城邊夜泊天、明發相思終不寐、難波何處吊歌仙。

明石(アカシ)

今明石町と云ふ、人口二万二千、東播磨の都邑なり、神戸を距る十二哩、南は海峽に臨み、一溪北より來り市街の西を貫き海に入る、明石川と云ふ、其河口を當津(タウツ)と云ふ。

明石市街は、元和三年築城以降の開拓に係る、(古の明石の驛家にあらずと知るべし、南北朝以來の古文書に明石城と見ゆるものあれど、其說次項を見るべし) 德川氏、小笠原右近將監忠眞を封し、十万石を給す、寛永九年、松平丹波守光重之に代り、同十八年大久保加賀守忠職、慶安二年松平山城守忠國、貞享元年本多出雲守政利、天和二年松平若狹守直明(越前中納言秀康の孫)入部以降、八万石、世襲して明治維新に至る。

(人丸塚)

明石(アカシ)城址

市街の北に在り、山に倚り江に面ひ、水陸の要衝に當る、其區域方八町許、舊名人丸塚(ヒトマルヅカ)と曰ふ、元和三年小笠原氏地を相して之に築造し、以て後に傳ふ。(林崎村船上(フナゲ)に明石の古城址あり、天正以前に明石城と云へるは船上の砦を云ふ、峰相記に明石城と云ふも、林崎の地を指すに似たり)

明石浦柿本大夫祠堂碑云、朝霧扁舟之歌者、詞林之絕唱、膾炙人口者也、今明石浦有人麻呂祠室、々有木像、與世俗之所畫不異、未知何世之所建、祠宇在城内、近世移於郭外、云々、寛文四甲辰年。○峰相記云、明石明神は、海より出て、海に入り、月を愛し千草に心を留むると云說あり、若し人麻呂を崇たるにや、彼墓をば當所に有とて、明神の東の岳を指すものあり、又大和の一本(イチモト)にも、石見國にも、其墓ありと云ふ。○播州古城記云、嘉吉元年八月十二日、細川持之武田信賢赤松貞村(伊豆守)已下三万餘騎、尼崎に着、滿祐は之を聞て、舍弟兵部少輔祐之嫡子彥五郎敎康一千五百餘騎、明石鰐坂人丸塚に出張し、

大敵を切なびけ追散すと雖、細川方大勢なれば、翌日の軍に打負ぺ（一本嘉吉亂記に、人丸塚合戰を廿五日廿六日とす）

播州　　守屋　東湖

濱州昨夜雨新晴、松樹迎潮寒影清、海上賊兵漁火散、天邊宿霧布帆輕、遠山争泛澄江浦、初日纔臨赤石城、蒲使少女遊此境、歸來誰得畫中成、

舊赤石梁普關　　江村　北海

赤石濱南海、城樓稻氣間、淼波連四國、鐵嶺對三山、把釣乾坤大、含杯日月閒、昔遊餘逸興、夜夢幾婬遷、

史學雜誌云、秀吉の四國及び北條征伐等には、水軍を用ひ、明石の石井與次兵衞の如き、毎々渾漕の事を命ぜられたり、（石井文書に見ゆ）明石家軍船家傳は石井家の軍法を記したる書なるが、其中に云へるとあり「古者源平の戰には、源氏、紀伊泉州津國播州より舟を集め、平氏は九州中國の舟を集め、建武には仍氏筑紫より兵船七千餘艘にて上洛の時、九州中國四國の商賣船を取集る由、本朝軍船と云て、大船と大船を渭ならべ軍のありしとを聞かず、舟の案内知らぬ軍法者のさまざまに云を聞て、其理に迷ふ可し、凡軍船には大船を不用、喩へは四十挺櫓の舟の穫を以て、二十挺櫓の舟二艘を勘辨する時は、其失舉表別有りて、取扱上にも便益多し、大船は掛引自由に不叶、よく心得へし」これ併なから內海の說話なり、外洋にては小船は迚も勝利を得べからず、彼軍學者は內海の小迫合のみ習見し、且大船製造禁制の後なれば、かゝる狂洞の談もありしならん。

善樂寺（ゼンラクジ）　明石浦に源氏君逢寓したる事、源氏物語に見ゆ、是は作りものとは云ども當時かゝる事實も全くなかりしにはあらざるべきも後世彼物語によりて種々の故蹟を傳ふるは、多くは僞れるものならん、善樂寺に明石入道の墓あり、無量光寺を月見（ツキミ）寺と呼び、源氏君の識賞の跡と稱す（○名所圖會云、善樂寺は法道上人開基、本尊地藏、平清盛の國守たりし頃、諸堂を再興し、寺田を寄せたりとて、寺僧清盛が爲に五輪の石塔を建て供養す、今において不絶、寺門の內に明石入道の碑あり。○源氏物語、播磨の前の守にてありし、明石入道と云人、元は大臣の家筋にして、昇進もなるべきものを、世のひがものにて、其志を捨て入道したれども、其まゝ明石の濱分に、濱のたち、岡べのたちなどゝたてならべて住めり、又是にひとりの女あり、源氏の君になれそめ、たゞならぬ身也ければ、源氏の君歸京の後、むかへ取らんなどなぐさめ給ひ、かたみに琴を給はりて、

なほさりにたのめ置くなるひと琴をつきせぬねをやかけてしのばん、　あかし

源氏の君も御身に馴たる物など、片身に殘し給へり云々。

當津（タウヅ）　明石城址の西にして、明石川口の左傍を云ふ、月山と呼ふ一丘あり、海峽に臨み、高岸を成すを以て暗壁嚴し、岩屋惠比須（一說牛頭天王）と稱する古祠あり、此神は延喜式伊和（イワツ）都比賣神社、もしくは彌賀多々（ミカタタ）神社にあたるへしと云ふ、播磨風土記に、賀古郡日岡の比禮墓に坐す大御津齒命の子、伊波津比古命あり、又伊和大神所々に見ゆ、此伊和都比賣は二者のいつれかに相因む所あるべし。（神社記、明石郡彌方（ミカタ）明神と云ふ）

明石川（アカシ）　本郡押部谷の東、藍那（今攝州武庫郡山田村に屬す）の山中に發し、西流四里、更に南流して數川を容れ、當津に至り海に入る、源を距る凡六里。

王子（ワウジ）　今明石町に屬す、明石川西畔の大字にして、曾坂の東なり、俗說、王子とは億計弘計の二皇子の潜み居りたまへる所なればと云ふも、信ずべからず、里の北に王子宮と云ふ小祠あり。

日笠（ヒカサ）　今詳ならず、浦辺に岡の名に呼ぶ、名所方角抄によれば、藤江浦の邊にて、明石浦に近しと曰へり、萬葉[illegible]によれば、印南野の東さて海濱に[illegible]と知らる、且明石川の河口邊を指す、印南野は明石川西岸蟹坂（カニガサカ）林村より起り、賀古川に至る曠原を指せば也。

印南野は行き過ぎぬらし天傳ふ日笠の浦に波立てる見ゆ、〔萬葉〕

（檜笠岡）

推古天皇紀、十一年、征新羅將軍當麻皇子、至播磨時、從妻舍人姫王薨於赤石、仍葬于赤石檜笠（ヒカサノオカ）岡上、○按に舍人姫は欽明帝の皇女也、今印南郡大藤村の山をも檜笠山と云ふは、後世の附會なるべし、又曾坂の北玉津村大字吉田の古墳をば、舍人皇女の墓なるべしと云者あり。

播州道中　　僧　[illegible]

[illegible]村尋古寺、[illegible]、遠近[illegible]、小牛隨大牛、

葛江鄕（フチエ）　和名抄、明石郡葛江鄕、[illegible]（今林（ハヤシ）崎（サキ）村及び大久保の中なるべし、明石郡の西にして、住吉鄕の東とす、林崎村に大字藤江存す、

荒栲の藤江の浦にすずき釣るあまとか見らむ旅行く吾を、〔萬葉〕人麿

與つ浪邊つ波安みいさりする藤江の浦に船ぞさわげる、〔同上〕赤人

續紀、延曆九年、明石郡大領葛江我孫馬養に授位せらるゝ事見ゆ、赤人鄕の人なるべし。名所方角抄云、藤江と浦、ひかさの浦など云は、明石も近し。

（藤江）

林（ハヤシ）　今林崎村と改め、藤江、船上（フナゲ）、松江、小久保、和坂（カニガサカ）等を合同す。延喜式林神社あり、船上は林村に密接し、明石川の河口右岸に位置す、峰相記徵考に林の明石城と曰へり。名所圖會に、船上の塁址を明石の古城と稱す、天正の初めには三木氏の家老某之に居りしが、三木亡びてより羽柴家の兵之に居り、池田輝政領國の時も家老を置かれしとぞ、續太平記に秀吉元年明石船上の城を攝へし事見ゆ、元和中小笠原家新に築城を興されければ、船上城廢す、今密藏院と云ふ精舍を置く。

（船上）

古風土記に、赤石郡林潮（ハヤシホ）と云ふは此邊を指すなれど、本

書の所説に疑あり、賀古郡鴨波を參考すべし。○名所圖會云、林村の海中に赤石あり、汀を去る七八間、大さ四五尺四方なり、其色は赤し、陸より見る事能はず、船にのり出て見るべし、三月三日には潟より見るとて群集す、是れ水上に顯はるゝには非ず、汐淺ければ色の赤きが斜に見ゆるなり、郡名の赤石と云は此石より起るともいひ傳へたり。

蟹坂（カニガサカ）（坂和）

林村の北にして、明石市街より印南野の原頭に上る傾斜地を云ふ、小坂なれど山陽道の要隘に當るを以て、古より其名あらはる、今和坂に作り、林崎の大字とす。（和をカニと訓む、不審）

延元三年の夏、播磨國丹生寺の宮方、明石城に責めよせて、加賀坂に於て合戰ありしとき、島津周防五郎三郎忠兼は、足利方としてこれにむかひて、忠兼が若黨山田左衛門以下討死す。（南山巡狩錄島津文書）嘉吉四年、赤松滿祐謀叛して、播州路十七八里の間に數多の城を構ふ中に、蟹坂には一族則尚を置く。（嘉吉記）蟹坂の要害所は、今坂上寺と云ふ密教道場のある地なるべし、明石川明石浦を眼下に見るべし。

豫章記云、推古天皇御宇、三韓襲來る、戎人八千人、鐵人爲大將來、西國まで打立る、爰に越知益躬、夷敵退治事、家先例とて勅を承り、九州發向し見給ふに、味方一人もなし、詐方盡て我に智謀を設けて降人となり、播州明石浦着蟹坂を越さき、鐵人も乘與、足摺馬の上より遠見して、彼是開けるを、答弊に見れば、足の裏に眼有、誠神明御示現よと存て、袖下に隠持たる矢袋投ければ、趺より頭近く抜けるほどに、馬の上より眞倒落、夷賊悉切捨らる。

蟹阪　茶山
陰雨連朝滿谷間、厭佗林霧鎖尖顏、新晴赤石城西路、掲起輿窗看海山、

大久保（オホクボ）

今大久保村と云ひ、八木、魚住、江井島等を合同す、蟹坂の西北にして間隙なり、鐵道停車場あり、近世大窪大久保の二村に分れし事あれど、本來一村なり。大窪に光明寺あり、古刹と云ふ、又大久保金崎の山野處々に梅林あり、大久保の西南なる卑低の地を大字八木（ヤギ）と云ふ、地境多し、魚住江井島の海汀に連なれり。

神戸郷（カムベ）

和名抄、明石郡神戸郷。○今詳ならず、魚住村なるべしとも云ふ、大字中尾に住吉神社あれば、此邊は攝州住吉の神封なりしにや、神社記に住吉魚住三所明神と云ふ。

江井島（エヰガシマ）

今大久保村に屬すれど、地勢魚住村と相依りて岬狀を成す、蓋古の魚住の泊所址なり。名所圖會云、江井島は西島東島の二に分れ、昔は孤島にして、行基の築く所なりと傳ふ、今も汀を去る一丁許の水底に礎石あり、ハトと呼ぶ、又島場とも七里場とも呼ぶ古の魚住泊の中ならん。按に江井島と云ふは中世荘園の別名歟、相州鎌倉の船瀬は忍性律師の營造したる者にして、後世湮亡したれど、尚江井島（一作飯島）の名を傳ふ、或は築島と云ふ、海岸の船舶出入起伏の狀、鎌倉と此地同一の趣あり、古の名寸隅又は魚住の泊は江井島に當ること明白とす、今江井島の西北に連接する中尾西岡の二村は、近世魚住庄の中なりければとて、これを合同して魚住（ウヲズミ）と云ふは、稍失當を免れず。

魚住（ウヲズミ・ナスミ）（名寸隅）

明石郡の舊泊所にして、上古は韓泊（印南郡）と輪田（兵庫）の間に此船瀬あり、西海の水驛とす、初め名寸隅（ナキスミ）と曰へるを、又魚住（ナスミ）に作り、何の世よりか其文字により字音讀美を呼ふことゝ爲る、今の魚住村の東なる江井島を船瀬の築島址とす。

神龜三年、幸於播磨國印南野時、笠臣金村作歌

往きかへり見れど飽かぬか名寸隅（ナキスミ）の船瀬の濱による白浪、又　名寸隅の、船瀬ゆ見ゆる、淡路島、松帆の浦に云々、（万葉）

なきすみの舟瀬を過ぎて今見ればそむきに霞む淡路島山、（夫木）　光俊

類聚三代格云、貞觀九年官符曰、右得元興寺僧傳燈法師位賢和牒、偁、夫起長途者、必寄宿而得息、渡巨海者、入隈泊而免危、問知海路之有船瀬、猶陸道之有逆旅、伏見明石郡魚住船瀬、損壞已久、未能修治、往還舟船、動多漂沒、非唯損物於公私、深悲人亡於非命、繕修之可務、尤急於道橋者也、望請與講師賢養共、同心戮力、試加營造、以遂宿情者、右大臣宣、件泊損壞之後、年紀稍積、修造之議、公家不忘、而今二僧傾誠、一向輸誠忠、彼志嘉何不助濟、宜下知國司、令得成功。○史學雜誌云、魚住泊も韓田泊と共に古代の要津也、建久七年、東大寺重源上人、泊處修築の計畫を立て、建保中、重聖上人役を繼き功成らず、正應二年に、性海上人該島の宣旨を請て、十年を限り之に從事す、其成否又詳ならず、而其の築狀に云「魚住泊者、天平之昔、行基菩薩所建立也、弘仁之間、破壞年久、自承和末、貞觀九年、東大寺僧賢和、請致修固、不終其功、延喜年中、清行朝臣、雖上封事、未及營築、濱臣頻侵、石城遂亡」云々、是等の事歷は大坂小原某著に見ゆ。○別所長治記云、天正七年、中國の加勢、吉川駿河守小早川左衛門佐兩大將各可見當三木城、兵船二百餘艘明石の魚住に押寄す、侍大將には乃美兵部、其外紀州雜賀の武士ども海邊に押寄、舟を引付居たり、秀吉見之、三木と魚住の間を切て、敵の通路を留よと、君が峯を初め方々に入數を置し、付城三十餘搆、往來を押留。

中尾（ナカヲ）

今西岡と合併して、魚住村と改む、江井島の西北十町餘とす、中尾と西岡の間なる海岸に住吉祠あり。西岡

（西岡）

け見不問久老の[illegible]日記に、魚住泊の[illegible]ならんと曰へる所也、賀古郡二見村と舵迴す。日記云、赤石より別府高砂に行く[illegible]、藤井の浦を経、其内に西岡(ニシノヲカ)と云村あり、天皇山と云あり、其北を天皇(テンノウ)[illegible]といふ、是れ聖武天皇行宮の御[illegible]なるべく、此辺をすべて魚住(ウヲスミ)の庄と云ふ、魚住はナスミとよみて、名寸隅の訛なるべし、契沖も既く名寸隅は魚住にやといへり云々。○今按ふに西岡の辺は近世魚住庄と呼ひし地なれど、古の船瀬も此と云ふは誤れり、又聖武帝の印南野行宮址を此に求むるも違ふべし、邑美郷を参考すべし。

金崎(カナガサキ)

今魚住村に属すれど、海濱に非ず、大久保の西北にして、山陽道の路辺とす、大久保駅より清水まで凡一里、金崎は其中間に在り。○足利義満厳島詣の記云、播磨潟はすべていつくも心とまる所ぞはべる、いなみ野といふははるかにおしはなれて、四方にくまなくあさちかれわたりて、やう／＼下もえいづるもいとけうあり、清水、かながさきなどうちすぐるに云々

清水(シミヅ)

今魚住村に属すれど、北に離れて印南野の中に在り、此地は古の邑美郷にして、延喜式なる明石賀古[illegible]間の駅所なるへし、古来に清水と云名の遺るは、播州に其例多し。元中三年、赤松弾正少弼氏[illegible]、足利勢を清水に防きしも合戦利あらざりし事、[illegible]書に見ゆ。

播磨の書写山へ参るとて、野中の清水を見けること、ひとむかしになりにける、年経て修行すとて、通り見るに、同しさまにてかはらざれば、（山家集）

昔見し野中の清水かはらねば我影をもや思ひ出らん、

名所図会には清水駅の東北廿余町、野中村の森に西行法師の汲める清水遺ると云へり、然れども古駅路の形状を見るに、岩岡(イハヲカ)村の野中は迂回の地点にして疑ふべし、山家集の野中の泉は清水駅中に求むるを穏当とす。○岩岡村の辺より出つる野水は、清水駅を経由し、西岡(ニシノヲカ)に至り海に入る、西岡川と呼ぶ。

邑美(オフミ/オホミ)郷

和名抄、明石郡邑美郷、訓於布美、高山寺本注於保見。○今岩岡村東に清水、金崎辺の地にあたる、印南野の中とす、岩岡の大字古郷の遺るも其所以あるべし、魚住泊の北一里、藤江浦の西北一里半許とす。聖武帝邑美の原に臨幸の事古史に見ゆ。

邑美頓宮(オホミノカリミヤ)址

今詳ならず、印南野の東偏、邑美郷の域内なるへければ、其大方を推知すべし。日本紀略云、聖武天皇、神亀三年冬十月辛亥、行幸播磨国印南野、甲寅至印南野邑美頓宮。続紀云、九月壬寅、将幸播磨国印南野、以門部王等一十八人、為造頓宮司、十月辛亥、行幸、行宮側近明石賀古二郡百姓、高年七十已上、賜穀各一斛、曲赦播磨国郡内、大辟已下罪。○萬葉集、神亀三年印南野行幸の随駕赤人の歌に、名寸隅藤江浦をよめるあり、殊に山部赤人の長歌に、

八隅知し、吾大君の、神ながら、高知らせる、稲見野の、大海原(オホミノハラ)の、荒妙の、藤井の浦に、鮪釣ると、云々、

（大海原）

此大海とあるは邑美と同じ、然れども此歌詞によりて大海藤井一処と思惟すへからず、藤井は藤江に同しくして、葛江郷の地を指す。

岩岡(イハヲカ)

今岩岡村と云ふ、清水の東北にして、大久保の北也、印南野の東偏に位置す、其北方は賀古郡に属する原野とす、岩岡の大字に古郷、野中(ノナカ)等あり、此辺は古の邑美郷の域内なるべし、其丘陵をば総べて天岡(アマヲカ)と名つく。

西戸田(ニシトダ)

今隣近諸村と合同して平野(ヒラノ)村と改む、岩岡の東にして、明石川の畔とす、明石市街の北一里半、平野と云ふは古庄号なり、大字宮崎(ミヤサキ)の宇宮山に延喜式宇留神社あり、又[illegible]川寺と云ふ地に五宮八幡と称する古祠あり。

（平野）

伊川谷(イカハダニ)

明石川の一支源にして、明石市街の東北に接す、別府、前開、小寺、[illegible]の大字あり[illegible]て、今伊川谷村と云ふ、[illegible]に位置す、○神祇志料云、延喜式赤羽神社は伊川谷[illegible]村、赤羽に在り、宇留神社は伊川谷上村に在り。

当寺大山寺 [illegible]播磨国伊川上庄内[illegible]村[illegible]分當寺古新庄[illegible]内年貢米[illegible]石事

右於當寺之[illegible]者任度々之御[illegible]書並寄付之[illegible]致精誠功之間[illegible]之餘先所[illegible]也（中略）

観応二年八月　左衛門[illegible]（大山寺文書）

太山寺(タイサンジ)

今伊川谷村大字前開(ゼンカイ)に属す、天台宗の名[illegible]なり、明石を去る二里半、山中の[illegible]を占む。名所図会云、太山寺本尊薬師如来、藤原鎌足公の男定恵和尚の開基にして、霊亀二年、鎌足公の孫宇合卿の創建とす、宇合卿本願に七仏薬師の道場を起す、即大山[illegible]林高[illegible]長林興楽清水禅応の七所なり、大山寺は山中殊勝の地にして、諸人常に絶えず、又境内に[illegible]二軒あり、[illegible]丁甚よし、[illegible]によりて寄居す、當中[illegible]の[illegible]あり、二王門の額は小野道風筆と称し、其筆勢亦旧し。○史館叢書考証云、大山(ダイセン)寺は今太山に作る、天台宗の古刹にして、背後に[illegible]山を負へ、[illegible]然たる一境[illegible]以て、数千の衆徒を[illegible]すへし、元弘元年の乱、[illegible]山僧徒の力に[illegible]らんとして成らず、今[illegible]の台徒を[illegible]するは、大山寺に如くものなし、故に大塔宮天台座主の[illegible]格を以て、特に令旨を此寺に賜へ、衆徒を挙げて勤王せしむ、其文今久より残され起し、[illegible]、高野山に賜へし令旨と同格なり、以て本寺[illegible]の[illegible]なりしを證すべし、是に於て[illegible]心は赤松に起り、大山寺は東播に応じ、相携えて京師に入る、是復闕第一功なり、而して世唯赤松氏の事を知りて、大山寺の功を伝へず。

（大山寺）

櫨谷(ハジタニ) (栃之木谷) 今櫨谷村と云ふ、明石川の一支源にして、伊川谷の北に横たふ。延元四年九月、赤松律師則祐、河原三郎、島津忠兼等が櫨谷城に於きて宮方と戰ふ、(南山巡狩錄島津文書)と云ふは此なり、又櫛谷に作る、或は栃之木谷(トチノキダニ)と云ふ。大字寺谷(テラタニ)に如意寺と號する天台宗あり、本尊地藏、山門鐘樓寺塔佛殿等、一千餘年相續の靈地とぞ、開基は法道上人、(名所圖會)寺領四十二石。

住吉鄕(スミヨシ) 和名抄、明石郡住吉鄕、訓須美與之。○今詳ならず、押部谷の細田に住吉祠あれば、其邊歟とも云ふ、凡明石川の山谷は鄕名を缺く、本鄕の位置分明ならず。

押部谷(オシンベ) 今押部神出の二村に分つ、櫨谷平野の北にして、明石川の本源なり、播州丹生谷と相連接す、高和(タカワ)性海寺は眞言宗、近江寺と共に押部谷の古刹なり、峯相記に此二寺は覺念上人の建立と云ふ、覺念は一說行基の弟子とぞ。

押部と云ふは、忍海部(オシミベ)と云ふと同しく、姓氏に出づる名目歟、清寧紀に赤石の忍海部の造細目と云人あり、峯相記に「康治年中、當國在廳、兄部明石大夫大和間藷」とある兄部は、忍部の誤なるべし。

神出(カンデ) 押部谷の西北を神出庄と呼へり、今神出村と云ふ、其美嚢郡界の嶺を神出山と稱し、高峯并峙して耳尖の如きものあり、之を雄子尾(オコチ)雌子尾と云ふ、山中に大巳貴命祠あり、山下に長明寺と云ふ古刹あり、神出村の西方は美嚢加古郡に連接し、曠野遠く、即古の印南野とす。

忍海部(オシミベ) 押部の古稱なるへし、大同方に「播磨國明石郡、忍海部保曾目」また「忍海部造女大海(オホミ)臣呂」など載せたり。

美嚢郡

美嚢郡(ミナギ) (三木郡) 明石郡の北、三木川の山谷を云ふ、今一町十村、人口三萬五千の小郡とす、郡治は三木町に在り。(近世檢田三萬八千石)

本郡は赤石國の分郡とす、清寧紀に赤石郡縮見屯倉と記せるものは、後世本郡の地とす、風土記同郡に分ち、和名抄亦同し、美奈木と注す。後世三木郡とも稱するは美嚢の難訓を避けたるなるらん、保篤文集に播州三木(ミキ)郡細川庄と見ゆ、正保國圖に美嚢に復すと雖、美奈木と謂へずして美乃と謂ふ。

風土記云、美嚢郡、所以號美囊者、昔大兄伊射報和氣命、堺國之時、到志深里許曾社、勅云此土水流甚美哉、故號美囊(伊射報和氣命は履仲帝なるべし、水の流れよきかもと云ふ言辭、如何にして美奈木と轉訛したる歟、疑ふべし)甲斐國志云、甲州の淺利鄕に美嚢(ミナイ)氏あり、甲州の地名に出でしにもあらず、播州の美嚢を一に美盝にも作ると云へば、其より出しにや。

志深鄕(シジミ) (志染) 和名抄、美嚢郡志深鄕、訓之之美。○今志染村、淡河(アイガ)村、上淡河村なるへし、(播州武庫郡山田村も古本鄕の屬域)郡の東南にして一山谷を占む、或は縮見又志染に作る。風土記云、志深里者、伊射報和氣命、御食於此井之時、信深貝遊上於御飯筥縁、爾時勅云、此貝者、於阿波國和那(ワナサ)散、我所食貝哉、故號志深里。

縮見屯倉址(シジミノミヤケ) 今志染村大字中村(ナカムラ)などの地歟、履仲帝此屯倉に行幸したまへりと云へは、於奚袁奚の二王子の此に潜匿したまへるも、由緒なきに非ず、履仲帝の置きたまへる屯倉ならん。風土記云、志深里、於奚袁奚天皇等、所以坐於此土者、汝父市邊天皇命、所殺於近江國摧綿(クタワタ)野之時、率日下部連意美而逃來、隱於惟(イハヤ)村石室、然後意美、自知重罪、乘馬等切斷其筋、逐放之、亦持物按等盡燒廢之、即經死之、爾二人子等、隱於彼此、迷於東西、仍志深村首、伊等(イトミ)尾之家所役也、因伊等尾新室之宴、而二子等令燭、仍令擧詠辭、爾兄弟各相讓、乃弟立詠其辭曰、多良知志吉備鐵、狹鍬持、如田打、手拍子等、吾將爲舞、又詠其辭曰、淡海者、水渟國、倭者青垣々山投坐、市邊之天皇、御足末、奴僕良麻(ヤツコラマ)者、即諸人等皆畏走出、爾針間國之山門領所遣、山部連少楯、造宮於此土、而坐之、故有高野宮、少野宮、川村宮、池野宮、又造倉之處、即號御宅村、造倉之處、即號御倉(ミクラ)尾。古事記云、意富祁袁祁二王、逃至針間國、入其國人名志自牟之家、隱身役於馬甘牛甘也、爾山部連小楯、任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂(ウタゲス)、於是盛樂酒酣、以次第皆舞、故燒火少子二口、居竈傍、令舞其少子等、爾其兄稱說、汝弟將舞時、爲詠曰、

物部の、我せこが、取佩る、大刀の手上に、丹書着け、其緒には、赤幡を裁ち、赤幡立てゝ、見ゆれば、い隱る山の三尾の、竹をかき苅、末押なびかす、八絃の琴を調べたるごと、天の下治めたまひし、伊邪本和氣天皇の御子、市邊の押齒王子の奴み末、

爾即小楯連聞驚、而自床墮轉、而追出其室人等、其二柱王子坐左右膝上、泣悲而集人民、作假宮坐置。

縮見山石室(シジミヤマノイハヤ) 今志染村中村の東に、大字窟屋(イハヤ)存す、此なりと云ふ。顯宗紀云、押磐皇子之帳內、日下部連使主、與其子吾田彦、竊奉弘計億計二王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字、曰田疾來、尙恐見誅、從茲遁入播磨國縮見山石室、而自經死、二王俱改字、曰丹波小子、就仕縮

且竟作け[illegible]云、三木[illegible]村、

(池野)

今細川[illegible]今細川村に[illegible]云ふ大字もあり、[illegible]は土俗池野と呼び池塘あり、其南に大岩洞あり、高八尺、横[illegible]丈四尺、[illegible]三十尺、[illegible]室なり。(池野宮址と云ふも此地に求むべし)

御坂(ミサカ)

今[illegible]大字にして、[illegible]東に接す、[illegible]此に在るべし、風土記によれば八戸[illegible]、此[illegible]大物[illegible]せし後に、天より[illegible]に下りましきと云ふ、同書に[illegible]社と云ふも御坂[illegible]に同しかるべし、此近辺に大[illegible]寺と云ふ[illegible]の古[illegible]あり。

淡河(アフゴ)

[illegible]の上游にして、其東に[illegible]り、[illegible]有[illegible]とす、今[illegible]河上[illegible]の二村に分つ、其アフゴと唱ふるは古訓アハカなるべし、但馬に粟鹿と云ふ地名あり。

[illegible]元[illegible]年八月、[illegible]の[illegible]域に於て、赤松律師[illegible]方と[illegible]の事、島津文書に見ゆ、又[illegible]正中、三木の一[illegible]淡河[illegible]此に據り、[illegible]氏の軍を拒く、六年淡河[illegible]記[illegible]に見ゆ(淡河[illegible]は赤松[illegible]の後にして、[illegible]有[illegible]とす、淡河谷の南に[illegible]山あり、以て丹生[illegible]を[illegible]す、淡河丹生兩谷の水、御坂に於て相會し、志染村を過ぎ三木川に入る。○淡河に[illegible]と稱する[illegible]あり、[illegible]七十七庵。石峯寺は淡河の北[illegible]に在り、本郷の吉川[illegible]寺、大谷寺([illegible]五十石)石峯寺([illegible]七十石)[illegible]宗を奉したる名藍とす。

夷俘郷

和名抄、美嚢郡夷俘郷。○今詳ならず、吉川郷と謂したるにや、是は[illegible]俘囚[illegible]徒を[illegible]せられし村里にして、風土記には此郷名を缺く、高山寺本にもなし。

播州に夷俘を置かれし事は、[illegible]記に「[illegible]群[illegible]曰、其[illegible]山(ミムロヤマ)[illegible]之[illegible]、是本有[illegible]心、[illegible]居山[illegible]、故[illegible]其[illegible]、[illegible]之外、[illegible]凡五[illegible]之[illegible]あり、三代實録には、貞觀八年、[illegible]國[illegible]、[illegible]二[illegible]長、[illegible]八、[illegible]、[illegible]此國[illegible]、官[illegible]、凡[illegible]之[illegible]、放[illegible]如此、[illegible]防[illegible]略、無心存[illegible]之所致也、須守[illegible]原[illegible]、[illegible]其事、曉以法教、[illegible]、自今已後、不得出境」また延喜式に當國俘囚料七萬五千束の稲を備へたり、俘囚の首長は如何なりし[illegible]、中世以降は良民と混同したりけん、俘囚口分田俘囚墾田の事、政事要略に見ゆ(賀茂郷にも夷俘郷あり)

吉川郷(ヨカハ)

和名抄、美嚢郡吉川郷、訓與加波。○今細川村吉川村等なり、三木川の上游にして、一山谷を成す、其吉川は口吉川中吉川奥吉川北谷(キタダニ)の四村に分れ、方三里に渉り、東は[illegible]有馬郡に至る、吉川は古風土記に吉川大刀自神(ヨカハノオホトジ)此に在りければ名つくと曰へり。

(渡瀬)

吉川谷は口吉川の稲原(タヌキハラ)、中吉川の渡瀬(ワタセ)、奥吉川の稲田、北谷の古市なども[illegible]名ある里とす、三木より渡瀬まで三里半、渡瀬より有馬郡三田(サンダ)まで三里とす。○[illegible]元年中、吉川の士民の宮方に應じ、金谷經氏に屬して勤王したる事は、太平記に見ゆ、中吉川に鍛冶屋と云大字あり、[illegible]武紀、[illegible]八年、美[illegible]大[illegible]首[illegible]と云人見ゆ、其[illegible]に負ふ如く、鍛治を能くせしにあらずや、又[illegible]中古刀銘鑑の刀銘に、

(鍛冶屋)(稲原)

播州三木郡吉河住清次享徳二年

とも見ゆ、今も三木の鍛工として其名あるは、偶然に非ず。○口吉川の大字稲原は、[illegible]字君木の二合なり。

赤松記云、我[illegible]のはじまり、[illegible]守則景の[illegible]新大夫弟を得平三郎[illegible]と申、是より[illegible]り此分にて代々知行分、公方より御下知にて、[illegible]の[illegible]にてはなく候、[illegible]の内の[illegible]村と[illegible]、此[illegible]所に上月[illegible]守[illegible]人の[illegible]となる。

細川(ホソカハ)

今細川村と云ふ、吉川と久[illegible]村の間とす、近世儒學の首唱と呼はるゝ藤原惺窩は、此地の人なりきとぞ、惺窩文集に詳なり。

[illegible]は[illegible]、中納言定家十三世の孫也、父冷泉為純、三木[illegible]細川村に食む、土豪別所長治之を侵す、為純其子[illegible]と之を禦ぎて戦死す、惺窩乃ち秀吉に告げて[illegible]の[illegible]を[illegible]いんと欲す、秀吉[illegible]ふるに時を待つに若かざるを以てす、是に於て遂に其地を亡ふ、惺窩剛にして負俗、[illegible]して浮屠となり、名を[illegible]と稱し、[illegible]を[illegible]す、長じて京[illegible]に遊び、益々力を學事に[illegible]にす、[illegible]れ共[illegible]學に在り、[illegible]徒たるを[illegible]しとせず、[illegible]て洛[illegible]の[illegible]を表[illegible]し、聖[illegible]を[illegible]ずを以て自ら任とす、其首唱の功[illegible]すべからざるものあり。

細川の首里(オヤサト)を豊地と云ふ、豊地の西北、脇川野より加東郡小野村の間は、茫々たる空原なり、[illegible]野(サワカ)と呼ぶ。

平野郷(ヒラノ)

和名抄、美嚢郡平野郷、[illegible]、[illegible]比其方○今久留美村なるへし、吉川郷[illegible]の西なり、風土記「枚野里、[illegible]名」と云ふもの[illegible]地形相合ふ、久留美の大字に平田(ヒラタ)平井などあるは、平野の名[illegible]遺れるならん、三木町も本郷[illegible]中なりけん。

久留美(クルミ)

今村名と爲る、[illegible]す、名所[illegible]云、久留美庄[illegible]寺[illegible]寺[illegible]古[illegible]を傳ふ、其[illegible]に[illegible]元二年くあり。

(大村)(平田)

別所長治記云、天正六年、羽柴筑前守秀吉[illegible]合戦に一度もおくれを不取給、大村(オホムラ)合戦に、[illegible]間、又三木へ付城を所々に付寄、南は八幡山、西は平田、北は長屋、東は大塚まで付[illegible]に、[illegible]に五六町なり、(中略)[illegible]大[illegible]平田と云所に付城をして[illegible]所へ、中[illegible]魚住より押寄、関を上[illegible]打て入上、八千の人夫を以三木城へ兵粮を入る、平田の後より運ばせけるが、夜明方に成て大村に[illegible]て、[illegible]の[illegible]を上げるが、三木の兵

ども相圖の狼烟を見て、其儘掛出、平田の城に切て入、秀吉下知して、先三木と大村の中を押隔よや者どもとて、笠坂の上より打てかゝりける、東國中國分目の合戰、今を限りと見えけれ云々。(今久留美村に大村、加佐、長屋等の大字存す)

三木(ミキ)

今三木町と云ふ、民口五千、三木川の邊なる大邑なり、郡衙此に在り、明石を去る四里半、鍛冶戸多し、及ものを名產とす。

三木城址(ミキ)　天正中別所氏の據守して羽柴秀吉を拒みし所也、釜山の城と云ふ、別所は赤松家の庶流、其系詳ならず、天文の頃、三木城主大藏大輔安治武略あり、置鹽屋形の衰ふるや、自立して東播磨を保ち、遂に八郡の主と稱したり、天正六年、秀吉其子長治を本城に圍み、八年正月に至り陷る、長治自刄し、其弟吉治出奔、難を免れ後封祿を丹波に賜りしが、慶長五年削籍せらる。豐鑑云、天正六年八月末つかた、大勢を三木の城へつかはし、廻りをかこみ、秀吉の居給はん所は、平山さて乾に當れるに、かまへをなし置、秀吉に渡して信忠歸上り給へば、秀吉の勢の外は殘るものあらざりけり、十月末つかた、三木より軍を出して、正平寺の向城に寄せて軍あり、翌七年六月、信忠兵餘多引具し播州に下り、向城ともよせ給ひて、四月末つかた信忠歸り給ひぬ、秀吉のわざ何事に付ても、たのもしき人に思ひ給ひし、竹中半兵衛主何ならず心ちなやみしを、播州にて死なんこと、軍場に命をおとすに同じかるべしとて、いまだなやみながら、秀吉の御座し平山に行て、六月中の比終失にしぞかし、秀吉限りなくかなしび、劉禪孔明を失ひしにも異ならず、同十月十日、城よりも軍を進して谷大膳が守りし向城によせ、秀吉聞て平山よりうち出、掛合戰しが、別所が頼む所の一族郞等二百六拾余人命を失ぬれば、城中弱りはてゝ、天正八年正月十日餘りの程に、別所が二なく思ひし岡村氏の者ども心變り、秀吉に降り、還て別所と戰ぬれば、城を守べき樣もなくて、正月十七日小三郎長治主自害しぬ、伯父山城守家々に火を放て、腹掻切てともに煙となりぬ、別所が一族滅亡、秀吉三年心を操しあだを亡ぼし、播州國中過半に握り、勢西國に響けり、やがて三木の城を構家を改、爰にすみなんとて從者共置べき所々定給ふ、小寺官兵衛申けるは、姬路こそ國の中にして、舟の便もよし、此國をしらん人は此所こそよかるべけれ、姬路に移り住給ふべしと、頻りに言ひければ、姬路にうつり給ひぬ。

細川兩家記云、享祿三年夏、三木別所上洛候て、柳本を賴て、依藤を退治有たき由候處に、柳本同心して諸勢を催候て、依藤が城を責る處に、同六月廿日の夜半に、柳本彈正忠を、內の者よみ人しれず生害させ候間、同諸勢崩れけるより、依藤城よりおつかけ、柳本が首を捕らさし百餘り討取、山城丹波攝津國さは京中にかゝりなし、然る間播磨四方、浦上掃部に門宗打立て、東方へ取懸、小寺城、三木の別所城、有田城攻落くせ為す也、討死一千餘人と云なり(此依藤城と云ふは東條谷とす)(別所記云、小三郎長治は播州東八郡を領し、三木に在城す、前には大河流れ、後には高山峨々として、林に添て人家あり、岩峙ちて路狹し。(按に三木の南嶺は雲(カムデ)出山にして、山の尾下垂し、甚險峻ならず)

三木八幡宮(ミキ)　三木の平山に在り、丸山八幡とも呼び、祭神九座なりとぞ、舊神封七十石の祠にて、地方の大社とす。(神社記に本郡榎倉御円岡神あり、今詳ならず)法界寺(ホフカイ)○三木の西這田(ハフタ)にあり、淨土宗、此に天正八年戰死の別所の一族の墓あり。

高野鄕(タカノ)　和名抄、美嚢郡高野鄕、訓多加乃。○今別所村なるべし、平野鄕の西にして、郡の西端とす、風土記に「高野里、因体八名」を載せ、仁賢記注に「億計天皇之宮、有二所焉、一宮於川村、二宮於縮見高野、其殿柱至今未朽」と曰ふ、亦此ならん。

這田(ハフタ)　今正法寺、石野、高木等と合せ別所村と稱す、東鑑文治二年の條に、播磨國上鞍東這田庄とあるは此なるべし、上鞍不詳。風土記に「高野里坐於頂田(ハフタ)社、神玉帶志比古大稻女、帶志比賣豐稻女」とあるも此地の舊祠とす、存否を知らず。

三木川(ミキ)　郡の東界、吉川の北谷に發し、西流志深川を合せ、別所村大字石野に至り、加古川に入る、長凡八里。

加古郡

加古郡(カコ)

明石郡の西に連接す、今二町十四村、人口五萬三千、郡衙は加古町に在り、延喜式和名抄に賀古に作り、正保國圖以來加古に作ること多し。加古は古言鹿子水主の通ず、此なる稱名は港名より起れりと思はるれば、水主の義なるべし、風土記には

(賀古郡)望覽四方云、此土丘原、野甚廣大、而見此丘、如鹿兒(カコ)、故名賀古郡、狩之時一鹿走登於此丘、鳴其聲比々、故號日岡

(鹿兒丘)と述ふ、此述文に指す所の丘亦詳ならずと雖、日岡を指すが如し、日岡即賀古諸家の居地とす、應神紀には鹿子水門の緣由を錄し、鹿子水主の義理を設けど、水主は櫂をかく意より出てゝカコと呼ぶ、兩語自ら源因を異にするにあらずや。○本郡、近世檢田、三万三千石。

望理鄕(マカリ)　和名抄、賀古郡望理鄕(ヤハタ)、高山寺本、訓末加里、○今固包村、八幡村、神野(カンノ)村なるべし、近世轉訛して母理(モリ)鄕と呼び、印南野を籠めたり。美嚢郡高

管轄、西南にして、本郡の北方す、加古川北より來り、本郷の西を過く、風土記に「比礼墓里、大帶日子天皇巡行之時、見此村川曲、勅云此川之曲、甚美哉、故日比礼墓」と見ゆ。

國包（クニカネ）（西條）　加古川東岸の小驛なり、今西岸賀古郡上莊(カミノシャウ)村に屬するは地理の自然に非ず、國包とは中世の名田號なるべし、國包の傍なる宿町、宗佐、西條(サイデウ)等は今合同、八幡村と改稱す（國包は三木より姫路に通ふもの、幷に加古川町より加東郡に赴き通ふ十字路に當る）

加納（カナフ）　舊莊號なり、今改めて神野(カンノ)村と云ふ、國包の西南一里、加古川の邊に在り、下西條も之に屬す。名所圖會云、赤松播磨守政村墓、加納常光寺山に在り

印南野（イナミノ）（稻日野）　今本郡より明石郡に亘る原野なり、近世大墾開墾して村里之に布く、南東は明石川に起り、北西は賀古川に至る、方三里許とす、萬葉集には稻日野(イナヒノ)に作る者あり、聖武帝御狩の邑美(オホミ)頓宮は明石郡に屬す、賀古郡の印南新村（持里村とも云ふ大字蛸草(タコクサ)、野谷、野寺、草谷等あり）加古新村、天滿新村等は實に近世の新墾とす、丘陵起伏、池塘散在し、往時荒蕪の狀、猶想ふに足る。

稻日野もゆき過ぎがてに思へれば心戀しき可古の島見ゆ、（万葉集）

否(イナミ)印南野の淺茅押靡さぬる夜の氣長くあれば家し偲はゆ、（同上）

伊奈美野の赤ら柏(カシハ)は時はあれど君を我思ふ時はさねなし、（同上）

土山（ツチヤマ）　今新在家、西谷の諸村と合せ平岡村と云ふ、印南野の南偏にして、山陽道之に係由す、今鐵道車驛とす。

新在家(シンザイケ)は土山の西二十町許、野口村に接す、名所圖會云、新在家の古墳は、土人、建長六年卒去の只利左馬亮貫氏の墓と傳へり。

住吉鄉（スミヨシ）（讀□）　和名抄、賀古郡住吉鄉、訓須美與之。（今二見村、阿閇村是なり、東は明石郡魚住村に至り、西は長田鄉、北は印南野、南は海とす、阿閇(アヘ)村大字古宮に住吉祠在り、國郡考に本鄉は風土記鴨波里なるべしと云ふ。風土記云、鴨波里(アハハノサト)、昔大部造等始祖古理賣、耕此出野、多種粟、故曰粟々里、此里有舟引原、昔神前村有荒神、每年留行人出舟、於是往來之舟、悉留印南之大津江、上於川頭、自賀意理多之谷(カオリタノタニ)、引出而通之於赤石郡林潮(ハヤシノ)、故曰舟引原(フナヒキハラ)。（林潮の地詳ならず、林崎村の林かとも云ふ）

二見（フタミ）　今二見村と云ふ、東西の二浦あり、土山の南一里許なる海濱に在り、此浦は漁戸多く、蛸魚を採ること最盛なり。東二見に防波堤を築き、舟艇の寄泊に便にす、明石高砂間の一港と爲す。

美作國へ下るに、播磨のふたみの浦にて、郭公をききてよめる、（名寄）

玉くしげ二見の浦の郭公明方にこそ鳴渡りけり、

書寫にまうて歸りけるに、ふたみの里にて卯の花を見てよめる、（貝玉集）

玉櫛笥蓋みの里の卯の花を有明の月と思ひける哉、

阿閇（アベ）　今本莊、古宮、古田(フルタ)等を合同して阿閇村と云ふ、是は古風土記に「大帶日子天皇、幸印南別孃在於南毗都麻(ナヒツ)島、卽欲度於阿閇津、供進御食(ミアヘ)、故號阿閇村、又捕江魚爲御坏物、故號御坏江(ミツキノエ)」とあるを典據とす、中世に阿閇庄と稱したるは別府村をも總べたり、風土記の阿閇津の江と云ふは、別府の細江を指すごとし、今も小江灣あり。

別府（ベフ）　今別府村と云ふ、阿閇村の西に接す、舊阿閇庄一木の別符と稱したり、此村の南なる江灣の畔に住吉神を祭り、其域内に手枕松(タマクラ)と呼ぶ一樹あり、地方の名物とす。（別府の名義は國衙の別府を參考すへし）郷北紀行云、

高砂曾根は古より人の言ふ所の名所にて、其木高くみどり深さまさ、いふまでもなけれども、年月のふ一月行くにつけて、今見る所にては此一木よりも、別府の松の遠かに立まさりて見ゆるになん、此浦にて漁人の釣りし蛸魚を買ひて食ふ、其味の美なるにはほさくたぞうきたり「高砂や歌人もしらぬ蛸の味」。

長田鄉（ナガタ）　和名抄、賀古郡長田鄉、訓奈加太。（今尾上村神爪里村是なり、尾上の大字に長田并に安田あり、本郡に於ては長田と稱す、古風土記に「昔大帶日子命、幸行別孃之處、道邊有長田、勅云長田哉、故名」と見ゆるも其實あり。

安田（ヤスダ）　今尾上村の大字なり、東鑑、文治二年の條に見ゆる、播磨國安田庄も此歟、安田天神社は尾上松の東なる林中に在り。

尾上（ヲノヘ）　今村名に轉す、長田、安田、養田、池田、今福等の大字あり、加古川の東畔にして、海濱を去る十餘町とす。長田の住吉祠境に古松あり、之を尾上松と稱し、播州の一名勝とす、按に此歌名所は千載集の

高砂の尾の上の鐘の音すなり曉かけて霜や置くらん

とあるを本據とす、然るに此地今山の尾の上と云ふべき形勢なし、疑ふべし。（高砂を參看）

尾上明神は三才圖會にも見え、近世に名高し、即住吉祠也、其所藏の古鐘は、青銅、高三尺許、天人樂器奏樂塔等の畫像を鑄出し、其形式全く豫州鶴満寺江州三井寺園城院等のものと一致し、謂ゆる龍宮の鐘といふものとす、俗說神功皇后將來の品といふは、古代韓土より渡來りしを以て、此說ある歟。赤水紀行云、尾上鐘は銅色黑し、彫と銑とに細密なる紋あり、鉄造に天女の像を鑄付、其模樣常にあらず、外國の物なるべし、同宮の松もあり、又園中の中に岩船(イハフネ)（古棺）を見る。

鶴林寺（クワクリンジ）　尾上の北なる北在家（キタザイケ）に在り、今北在家、備後、栗津、稻屋寺を合せ擬里（キユウリ）村と云ふ、此寺和州斑鳩寺の別院なれば此名を命ず、加古川驛の南十八町、刀田（トダ）山と號す。（舊寺領百七十石）

加古川の鶴林寺は、世に刀田（トダ）太子堂と云ふ、寺傳曰、用明十二年、聖德太子の營造したまへる古刹也と、金堂本尊は釋迦三尊脇士四天王也、內陣四柱四壁には、八大金剛童子三千佛菩薩の像を畫けり、聖靈院には太子の影像三軀あり、俗に植髮太子堂と曰ふ、今天台宗を奉じ、東播磨の大伽藍たり、按ずるに此寺の建立は上宮法王帝說に見えず、法王崩後の興作ならん、一説に武藏國大日身人部春則の本願にして、後世別所氏の修補する所と曰へり。○名所圖會云、鶴林寺の古鐘は尾上鐘と共に、鐵製にして日本の物に非ず、龍頭の傍に管の形を附け、孔子撞木座その餘の摸樣より大さまで相似たり、播州[illegible]滿寺の鐘に比らべ、千四五百年の物と鑑定せらる。

（田戸）

餘戸郷（アマルベ）　和名抄、賀古郡餘部鄕。○今詳ならず、若し長田の餘戸にして、野口村ならん、風土記に載せず。

野口（ノグチ）　今野口村と云ふ、印南野の西口の義にして、山陽道之に係由す、土山と加古川の間なり、其小坂を下居坂、又は綱曳坂と云ふ。

增鏡云、主上（後醍醐）は隱岐の島より還幸、其十二日かこ川宿におはします、妙法院宮（尊澄法親王）は此川のひんかし、野口まで參り給ふ。別所長治記云、秀吉、天正六年四月三日、早朝より長井四郎左衞門が楯籠る野口の城に押寄す、元來此城は播州一の名城にて、四方沼田にて、斷引自由難成、秀吉の下知にて、近邊の草木青麥等苅取、沼も堀も平地に埋めて縊入々々、三日の間無透間攻めて之を落す。

敎信寺（ケウシンジ）　野口に在り。法泉院と號す、今淨土宗西山流義の念佛場なり。名所圖會云、敎信上人は光仁天皇の王子にして、出家の後印南野に停錫し、此信院を濫し、貞觀八年遷化す。其後に至り淨土宗の寺と爲る、西行撰集抄に、

中頃、播磨國平野と云所の邊に、海に向ひて形計りなる庵を結び行ふ法師あり、其發心の因縁は、妻に別れしより起りて、後我往生の時を里にふれて、命終を遂げゝりとなん、（今野口の西畔なる平野は加古川驛へ入る）

とあるは敎信の事跡と相異なる歟。○峰相記云、敎信上人、興福寺の碩學、西海に趣き、賀古郡西の野口に留住云々、爰に一遍上人門弟湛阿勸進として、自國他國の念佛者集め、元亨三年より八月十五日結願にて、七日[illegible]を絶たず、野口大念佛是なり。

往生拾遺云、勝尾寺勝如、一夕聞有人、叩戸曰、我是播州賀古郡[illegible]居民、沙彌敎信也、今往極樂、明年今日、上人又可如我、[illegible]來告耳、言已而去、微光入廬、[illegible]、如明出[illegible]、勝如弟子勝鑑、令其往播州、決眞僞、鑑至賀驛北、果有竹廬、庭下一屍、群犬已噉籍、入其廬、一嫗一童兒、相對而哭、鑑曰何爲哭、嫗曰死人是我夫也、名敎信、常念彌陀、我老而別、不能[illegible]、又[illegible]喪、已爲鳥犬所得、我欲不哭、而不得乎、便指兒曰、此童乃信子也、鑑歸語此事、如曰我絕言語勤修業、不如信之念佛也、自此遊衆落、讃說佛乘、勸誘念佛、翌貞觀八年八月寂。

加古養水は、八幡村大字中西條に起り、加古川を堰入れ、溝渠を通ずること三里半、大野村野口村を經て、阿閇村に導けり、是は聖德太子の創始と傳ふれば、古より灌田の養水とす、近世更に修造を加へたり、溝畔に二碑を建てゝ其事を記す。

昔太子引河之支流、以爲田間之水道、其末分爲五支、分流于數邑、阿閇莊地、近海濱、河遠水乏、承應三年旱、彌月不雨、苗稼枯、郷首邑長等議請、新浚溝渠、可以通水、其間三里半、民衆克勤、晝夜展力、水道新就矣、既而降命、曰平松新修水道、自平松迄古宮、役夫凡十六万四千人也、云々。（一碑の大意）

（水養古加）

氷丘（ヒヂカ）　今村名に轉ず、野口の北にして、加古川の畔（神野村の西とす、大字大野の一丘、卽氷丘にして、丘上に祠墓あり、丘下に天伊佐々彥神社あり、加古川驛の東北三十町。（古は賀古驛郷の屬邑ならん）

日岡神社（ヒノヲカ）　延喜式、日岡坐天伊佐々比古神社。孝靈紀云「皇子五十狹芹彥（イサセヒコ）命、亦名吉備津彥命、吉備臣等祖」と、「此吉備津彥命針間の氷河（ヒノカハ）の前に忌瓮（イハヒベ）居ゑて、針間を道口として、吉備國を言向け和したまひき」と云ふこと、古事記に見ゆ、卽此社を以て其氷河の前の舊跡とす、氷河は氷丘の下を遶る加古川の一名とす。又續紀云、天平神護元年、播磨國言、賀古郡人馬養造人上款偁、人上先祖、吉備都彥之苗裔、上道臣息長借鎌、於難波高津朝廷、家居播磨國賀古郡印南野焉、其六世之孫、牟射志以能養馬、上宮太子被任馬司、因斯庚午年籍之日、誤編馬養造、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓、許之。（今按に此馬養牟射志と云ふ人、卽鶴林寺の本願にあらずや）また三代實錄、元慶三年の條に「左京人、印南野臣宗雄、賜笠朝臣、其先出自吉備武彥命也、吉備武彥命第二男御友別命十一世、人上第三男、賜別命是笠朝臣之祖也」云々と、以て往代の盛族なりしを徵すべし、而て風土記には

（前缺文）狩之時、一鹿走登於此丘、鳴其聲比々、故號日岡、有比禮墓、坐神大御津齒命子伊波都比古命

と注す、彼は狹の誤なるへしとも云ふ、其大御津齒（オホミツハ）命と云ふは亦孝靈帝の御名とも申すべき歟、不審。○名所圖會云、日岡明神は明和元年社殿再造、每年九月祭禮あり、又鄕飲酒を備す、之を大頭と云ふ、北條鄉刀禰と呼ぶ舊家三十六人にて之を勤む、又正月七日の忌あり、こもり

（前之河氷）

く得ノ、鳴響音曲を停止し、犬を遠く繋ち、すべて雜事をさしあて戸を閉ぢ、耳にふさぎ言はし、作業をも禁さず、厳重なる例なり、其滿ずる夜をミコハナシと稱す、是を謂する早日を平旦と云ひ祭ふり、或は云、此コモりは神子の生れ給ふ故儀なりと。

神社記に「日岡神、童守、日向社、伊佐々別命神社」とある日向は日岡に誤なるへし、神祇記にも「日向明神、貴於年中、吾國より石船に乗り、女跡、賀古浦に坐す」云々と述ふ、女跡とあるは日岡の稲日大郎姫の故事を錯亂して、誤り傳ふるごとし。

日岡比禮墓（ヒノヲカノヒレ）　日岡の上（標高五十米突）に在り、前岡後方の制、蓋天然の丘阜に就き、築成したる也、景行天皇々后の御墓なり、延喜式に載せざるも當然たる古陵とす。風土記云、褶（ヒレ）墓者、昔大帶日子天皇、誂印南別孃、薨於宮、即作墓日岡、擧其尸度印南川之時、大飄自川下來、纏入其尸於川中、求而不得、但得匣與褶、即以此二物、葬於其墓、故云。（景行記云、娶針間伊那毘大郎女、爲皇后、一云稲日稚郎姫、生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、一日同胞而雙生、古事記によれば、皇后は吉備津彦命の女にして、櫛角別王、大碓命、小碓命、倭根子命、神櫛王の五柱を生みたまふと傳ふ

（大野）大野村常樂寺の境地に、高八尺許の五輪石塔二三基ありて、中に正和二年と銘するものあり、明治の初年に此地底を發掘せしに、下三尺許にして石棺を得たり、長六尺幅二尺高二尺位、内には蓋ありて人骨を納れたりければ、又舊の如くに埋置したり。（加古郡誌）

賀古郷（カコ）　和名抄に載せず、風土記「賀古郡、又賀古驛」由縁は驛名」と見ゆ、延喜式賀古驛馬四十匹とあるに由り之を補ふ、即今の加古川町とす。加古川（一名印南川）其西を流れ、古村は古今の驛址あり、案ふに上古は水流近世の如くに直南せず、稲屋木村（今尾上村

（河南）に屬す）などを通過したるごとし、後漸く西方に轉し、又水流岐に分れ以て、今日の形状を生じ、加古川東岸に印南郡河南庄と號ふりしは、其地古の時の西北岸の域のみ、されは今の加古川町も寺家（シケ）以東は、賀古郷の旧家なれど、其西なる加古川宿は古の印南郡河南（カナン）の地とす。

暮春、過鹿兒川、途中口號　　良嚴

近年寥落後、江村春霽晴、落花分岸時、風蒲濕閑鷺、已廢文章興、更催羈旅情、何當移塞版、片刻入皇城、

松原はそこさも見えず播磨路のかこのむまやは霧に隠して、（夫木）

（寺家）賀古松原、松原御井と云ふは即寺家の地とす、今の寺家（シケ）松原の邊なるべし（寺家とは此驛家中世寺領となりしに由り、其名起れるならん）風土記云、天皇（景行）乃到賀古松原、而覓訪印南別孃、於是白犬向海長吠、天皇問云、是誰犬乎、須受武良首曰、是別孃所養之犬也、天皇勅云、好告哉、故號告首」と、須受武良首は篠原（シノハラ）の義にして、今寺家に接して篠原の大字遺る、又云、印南別孃聞之、驚畏遁度宮（ヤノミヤ）

（篠原）置之宮、即作墓於日岡、擧其尸渡印南川之時、大飄自川下來、纏入其尸於川中、於此天皇戀悲、誓云不食此川之物、由此其川年魚、不進御贄、後得御病、勅云藥也、即造宮於賀古松原而還、或人於此掘出冷水、故曰松原御井。

（加古川）今の加古川（カコガハ）町は寺家加古川宿篠原の三大字より成り、郡衙を置かれ、又鐵道車站とす、明石を去る十三哩。

一書云、加古川宿は昔所の驛下、糟屋助右衛門之に居る、天正五年、羽柴入國の時、助右衛門之に隨從し、後内膳と云ふ、賤嶽七本槍の一人なり。○按に糟屋内膳正武則慶長五年西軍に應し、加古川一万二千石の本領を失はる、信長公治記に「信長四國手遣の企あるに依て、先別所を近付、味方を附け、羽柴筑前守、播州加古屋か館を在陣さし、信長の代官として下向す」とあるも、加古川の驛を云ふ。

鹿子水門址（カコノミナト）（稲屋）　今詳ならず、名所圖會には尾上村大字稲屋（イナヤ）にありと曰へり、同稲屋村に大寺山田寺あり、昔は稲屋の大津千軒村と稱し、加古川の古湊なり、寺内に古石塔多し、中に印南郡河南（カナン）庄稲屋山と銘したるものありと。稲屋は加古驛の西南二十町、高砂と加古川を隔てゝ其東北十町に在り、風土記に印南大津と云ふも此ならん、後世形勢變し、高砂を以て湊門とす　○應神記云、日向諸縣君牛、貢上己女髪長媛、始至播磨時、天皇幸淡路島、而遊獵之、於是天皇西望之、數十麋鹿浮海來之、便入于播磨鹿子水門、天皇遣使令察、使者至見、皆人也、唯以著角鹿皮爲衣耳、問曰誰人也、對曰諸縣君牛、是年耆之、雖致仕、不得忘朝、故以己女髪長媛而貢上矣、天皇悦之、即喚令從御船、是以時人號其著岸之處、曰鹿子水門也、凡水手曰鹿子、蓋始起于是時也。○風土記云、昔神前村、有荒神、毎半留行人之舟、於是往來之舟、悉到印南之大津江、云々、この神前村は詳ならず、印南の大津江と鴨波里の間かと想はるれど、今は稱すべき地なし、續紀「延暦十年、播磨人出雲臣龍人臣、獻私稲賀古（カコ）船瀬」とある鹿子水門に同しかるべし。

（水兒船瀬址）

加古川（カコ）（印南川）　又印南川とも、氷河（ヒカハ）とも云ふ、丹波國氷上郡に發源し、佐治川と云ひ、多紀郡の大實川を併せ、本州に入る、多可加東二郡を貫き、東條川三木川を容れ、加古印南二郡の間を貫て海に入る、長凡二十里、其末流一里餘は、潮汐の干滿あり、又水脈二分し、其幹流は高砂尾上の間に海に入り、一支は高砂を繞て荒井村の西に於て海に入る。（高砂荒井の二村は島嶼を成す）

明日よりは稲見（イナミ）の河の出て、去ば留るわれは戀つゝやあらむ、（萬葉）我心かこの渡りの綱手繩たゆたふ心やむ時もなし、（夫木）

延元元年、新田義貞加古川陣の見は、太平記に見ゆ。○

義貞將五萬騎、出交兜子河、井隆備萬人、進至[illegible]、又尊氏率九國兵而來、義貞欲退屯兵庫、義貞先至兜子河、河水方漲、衆以敵逼於後、諸將師先濟、義貞曰敵來則背水決戰、吾殿而濟耳、乃令創病者先濟。

自高砂至鶴川路上　　秀野

遠雁斜行度夕晴、殘霞一帶相帶明、江山宜入探幽畫、或是探幽畫不成、

高砂（タカサゴ）(御厨)

今高砂町と云ふ、加古川の口なる大村にして、民戸一千五百、船舶は加古川の西に並行する小渠を泝り、市街に至るべしと雖、大船は之に入り難し。(加古川驛の西南一里)

高砂荒井の二村は、加古川流末のデルタの上に位置す、上古は全く海中の一島なりし如し、所謂る印南都麻是なり、中世御厨(ミクリヤ)庄と稱す、即ち御厨の[illegible]漁人貢進の邑なり。共樂部記云「後三條天皇、延久二年、停[illegible]高砂御厨魚、合供精進物」と、延喜式に「播磨國御贄、年魚二擔[illegible]」と云ふもの蓋是也、風土記にも加古川の年魚の事見ゆれば、由來久しき御厨とす、中世以降には御厨の[illegible]かりしと見え、其名諸書に見ゆ、古今集の序に「高砂すみのえの松も相おひ(相追の義)のやうにおほえ」とあるは、風土の狀景の播州住吉に相似て、追送上下なさを日ふ也、散木集に「高砂にまかり、船より下りて、濱になくさめけるに」と記せるは、當時の泊所なりしを證す、高倉院の嚴島御幸記には「申の時に、高砂の泊につかせ給ふ、四方(ヨモ)の舟とも碇をおろしつゝ、浦々につきたり、御舟のあしふかく湊へかゝりしかば、端舟(ハシフネ)三艘をあみて、御輿かきすゑて、上達部ばかりにて御舟に奉りし、聞きならはぬ波の音、いつしかおどろおどろしして、浦人の聲も耳にとまりたり、潮滿ちぬ出させ給ふへしとて、我もくと舟どもいさなみけり、かみの御舟より鼓を三度打、もろくの船ども初めて此聲に湊を出つ、出てはててぞ一の御舟は出さるゝ云々」とある最詳備せり、平家物語にも高砂の遊女の事見ゆ、當時室津江口に對比せる水驛なるを知る、然るに此港口砂村は加古川の河道變遷の故に、幾多の改易あり、現下の形狀は慶長六年の改易以來の事と云ふ、名所圖會には昔の高砂濱は、加古川の東岸にして、尾上と連接したりと傳ふ、其是非を知らず。

高砂神社（タカサゴ）

今高砂の新市中に、一區をのこして松林と爲し、神祠を崇つ、近世は相生松と稱する者を以て殊に名譽とし、相逢の古事に背けり、即一樹双幹にして、連理の枝條ある者を相生松と曰ふ、蓋足利氏の頃より起れる事にして、畫圖之が典據を爲したる也（赤水紀行云、高砂の明神は牛頭天王なり、昔の相生松は枯て、元祿年中、國主本多政武(明石侯)の植継とぞ、片枝つゝ赤松黑松に分れたり、但古松に比べて其連理の枝なきを遺憾とす。有方集云、[illegible]、山川[illegible]、[illegible]、高砂村、[illegible]、又有[illegible]、松樹[illegible]、[illegible]、其背化[illegible]人、在松下掃[illegible]、[illegible]、[illegible]人長年。）

播磨集の律調の歌に、

高砂のさいさごの高さごの(一段)尾の上に立てる白玉椿玉柳(二段)それもがとサンましもがとましもがと(三段)練緒さみをの御衣掛にせん(四段)

と見ゆ、是は大嘗會の大歌なりしにや、[illegible]元年此圖を領[illegible]方に定められたることあり、後世小唄にて世に知らるゝ「所は高砂の尾の上の松」も、由來する所久し。

高砂の嶺の松とやよの中を守る人とや我はなりなん、(貫之集)打よする浪と尾の上の松風と聲高砂やいつれなるらん、(顯集)(高砂に山なし岡なし疑ふべし)

高砂松の本旨は播磨集に出て、古今集「誰をかも知る人にせん高砂の松も昔の友ならなくに」とある者是也、其老木の年久しきに興したるのみ、源俊頼其意を[illegible]、[illegible]より見る時、

高砂にまかり、船よりおりて、濱に心なくさめけるに、其名聞ゆる松はいつれぞと尋侍りければ、枯れて久しくなりぬといふをきゝて、

高砂の松に後れて立波の返るけしきは我身なるらん

と詠せるも、古今集を本與とす、千載集高砂の尾の上の鐘とよめる江匡房の歌は、其尾上の寺今詳ならず、高砂は平濱の洲渚にして尾上と呼ぶべき丘陵の在るを見ず、

後撰集に

播磨國高濱といふ所に、おもしろき家もたて侍りけるを、京にて母が思にてひさしうまからで、彼高濱に侍る人に云遣しける、

物思ひに行てしも見ねど高濱のあまの笘屋は朽やしぬらん

此高濱は八家御莊に屬す、恐らくは高砂の異名ならん。

十輪寺（ジフリンジ）

高砂町の西に在り、淨土宗西山派の名藍にして、圓光大師二十五所靈場の一なり、寺に讃州小松庄詳福寺より傳來する弘法大師の寄進の影畫一幅を所藏し、山號をば寄進と云ふ、又境内に文祿朝鮮役從軍の高砂衣主の供養塔あり。

高砂城址（タカサゴ）

天正の頃、別所氏の尊下、梶原平三此に居り、海上の運漕を爲す、慶長中池田家より目代を置き、城塔を取立てらる、元和中本多家より高砂城の曲輪十一の門を造り、石垣を堅固にし、屋敷を立てられ、にぎくしかりしに、其後破壞を命せられ、之を崩されたり。(古城記)

高砂は船主水夫の航海に從事するもの多し、昔天竺德兵衛と云船頭あり、寬永三年、十五歲の時、京の角倉の渡海船に乘組み、大寃呂宋より遙羅まで往きたる事あり、此德兵衛と云ふもの世に傳へ殊に名高し　天明寬政の頃、松右衛門と云ふ船頭あり、帆木綿の組織を改善し、堅固確實の品を採用す、(此頃までは、帆布を二枚くは三枚重

杦、三幅を連綴したるものを一反と云ひ、其綿布の紙撚縞皆なりき）本邦帆布の制之より一變すと、松右衛門又文化五年高砂の舟溜を築造し、舟舶の便利を加へたり。

荒井(アラヰ)　今荒井村と云ふ、高砂の西に接し、洗川を隔て、印南郡伊保村と相望む、洗川は加古川の大流の一支にして、長日十餘町、此川昔は全く海湾に屬せる曲江なりし如し。

南毗都麻島(ナビツマ)　又南毗都麻(ナビツマ)とも、印南都麻(イナミツマ)と云ふ、今詳ならず、其印南郡の南海の中に在りと云ひ、風土記萬葉集の所載を審按するに、蓋印南川の河口なる堆洲にして、中世以降高砂と云ふ所是なり、印南賀古の南海に島嶼なし、家島の島嶼カミシマと云ふものあれど、古書所載の趣に合はず（南毗都麻島は印南別孃の隠止せる地にて、景行帝之に臨幸し玉ふ、カミシマの如き岩礁にあらずして、田宅漁の自ら足れる一島なるを想ふべし）

（南毗都麻）（印南都麻）

風土記云、大帶日子天皇、遂到赤石郡廝御井、爾時印南別孃、聞而驚畏之、即遁度於南毗都麻島、天皇乃到賀古松原、而覓訪之、別孃所養之白犬、向海長吠、天皇知別孃在於此小島、即欲度、到阿閇津、遂度相遇、勅云、此島隱愛妻(ナミハシツマ)、仍號南毗都麻、於此御舟與別孃舟、同編而渡、又云、印南浦海中、有小島、名曰南毗都麻。

わきもこがかた身に見むを印南都麻白浪高みよそにかも見む、（萬葉）又稲日都麻浦みを過ぎて云々、（同上）

古今名所考に「都麻と云る意はいかならむ、未だ思ひ得ず、若しは端(ツマ)にてもあらむか」と曰へり、可古の島と曰へるも又此ならん、

稲日野も過行きかてに思へれば心戀しき可古の島見ゆ、（萬葉）

又「伊奈美國辛荷の島云々」とつゝけたる句あり、辛荷島は室津に在り、共に海上の地名なれば、よみつゝけたりと雖、近接の地にあらず。

（可古島）

印南郡

印南郡(インナン/イナミ)　加古川の西にして、南は海に至り、北は加東加西と山脈を以て相限る、其西界は飾磨郡と郊野相接す、今十五村に分ち郡衙は魚橋(ウヲノハシ)に在り、人口五萬三千、方俗インナンと訓む。

印南は和名抄伊奈美と注し、五郷に分つ、舊明石國の域内にして、今日に至るまで東播磨の稱あり、古書に稲日に作り、其稲日野は明石賀古の二郡に在るを見れば、印南明石は共に東播磨の總名にも使用せられしを知る、然れども萬葉集に「伊奈美國原」とよめる吟詠したるは、今の印南郡大國郷の沃野を指せること明白とす。

印南郡は聖武紀神龜三年に初出す、然れども風土記已に「一家云、所以號印南者、穴門豊浦宮御宇天皇、與皇后欲平筑紫久麻曾國、下行之時、御船宿於印南浦、此時滄海甚平、風波和靜、故曰入浪」と述べ、國郡制置の初めに分割せられしものならん、其名義入浪と云ふは、古言和靜の義に協適せざる歟、然れども穴門豊浦宮の御宇以前、景行帝已に印南別孃を立てゝ皇后と爲したまへる事、記紀并に風土記に詳載すれば、印南の名は豊浦宮御宇以前に早く起る、彼一家云とあるは印南大津(今子穴門)の故事に過ぎじと想はる、名所圖會には印南とは稲實の意義とあれど、此名は印南野の邊なる日岡大野(後に賀古郡)などを故里としたりと見ゆれば、稲實といふも相かなはず。

（近世檢田三万四千石）

續紀、延暦五年、播磨國言、四天王寺飾磨郡水田八十町、元是百姓口分也、而依官符、入寺訖、因茲百姓口分、多授比郡、耕種之勞、往還殊遠、其印南郡、戸口稀少、田數有餘、今當其田、請將賀古郡民之地、許之。（按に本郡志方平莊など和名抄の郷名を缺く、戸口稀少なりしこと想ふべし）後紀、弘仁三年、授外從五位上宇濃米公色男、外從五位下佐伯直公賓依、播磨國印南郡權少領外從五位下浦田臣山人等三人、特預節會入京、（類聚國史）かくある俘囚長も、印南郡に住みしにや、又延喜式に印南郡に大學寮□田揖漆町ありしこと見ゆ、三代實錄元慶六年十二月の條に賀古郡野印南郡今出原村南野とあるは、原字の下の印南二字は賀古郡の下に移すべし、印南郡の今出原野と云ふは後世に聞ゆる所なし。

名ぐはしき稲見の海のおきつ浪千重にかくりぬ山跡しまねは、（万葉）

高山(カグヤマ)と耳梨山とあひし時たちて見に來し印南國原、（同上）

（伊奈美）

大國郷(オホクニ)　和名抄、印南郡大國郷、訓於保久爾、○今伊保、米田(ヨネダ)、曾根、阿彌陀の諸村なるべし、大國と云ふ大字は西神吉村に屬すれど、古の郷域は專ら龍山四周を指せるならん、即本郡の東南なる大邑にして、加古川の西に沿ふ。

風土記云、印南郡大國里、所以號大國者、百姓之家多居此、故曰大國、此里有山、名曰伊保山(イホヤマ)、所以號者、帶中日子命、坐於神而、息長帶日女命、率石作連來而、求讃伎國羽若石也、自彼度賜、未定御廬之時、大來見顯、故曰伊保山(イホ)、々西有原、名曰池之原、々中有池、伊保山は今伊保村に屬し、龍山は其別峯なり、二峯孤立して他山に連接せず、池之原は今阿彌陀村の大字北池南池是なり。

（伊保山）

伊保崎(イホサキ)　今伊保村と云ふ、東南は荒井に荒井川、北は伊保山、西は曾根村に至る、伊保山の陽濱なれば此名あり、或は魚崎に作り、伊保の湊と云ふ、往昔は伊保崎と高砂（南毗都麻島）の間全く曲江港灣をなしゝ如

し、今も痕跡顯然たり。(賀茂社舊記、寶治四年、御厨九所の一也、播磨國伊保崎とす)

ふかき夜にねさめて聞けば播磨潟いほの湊に千鳥鳴くなり、(新續古今)　大江　嘉言

米田(ヨネダ)　今米田村と云ふ、伊保の東北にして加古川の西なり、山陽道之に係る、大字新市・船頭・神爪等之に屬す、近世岸南(ガンナン)庄と呼べり。

米田の西なる龍山に、法道上人飛鉢の故跡と云ふもの有り、是は釋書に「法道僊人、在法華山、船師藤井直官租両過、道飛鉢乞供、藤井曰御何稅、不暇私情、鉢便飛去御中、米隨鉢飛去、如雁陣、入山中、藤井大驚、至山謝咎所、仙歸己佃、道笑而諾言、己米而歸倉廩、其米千石、無有遺失、只其一俵落印南河上、自茲此處曰八多木、俗號米墮村、又曰米田」と見ゆれば、其も俗說なり。

米田村の加古川西堤に七騎塚あり、石標を置く、鹽冶高貞の弟六郎が兄の爲めに、拼戰して闘死したる所とぞ。

生石子(オホシコ)　又大石に作り、生石子(オホシコ)とも呼ぶ、今阿彌陀村の大字なり、伊保山の北東麓にして、其一峯龍山は生石に屬す、米田村の西とす、石寶殿(イシノハウデン)と稱する上代の遺跡あり。

龍山(タツヤマ)　伊保山の東南に連接する一丘にして、標高九十三米、伊保山に比すれば低きこと十米突、然れとも岡巒險しく、又此山丘全く花崗岩より成立し、古より之を採伐して各種の用材に供せらる、號して龍山石と云ふ。

石寶殿(イシノハウデン)　生石の民家の南、龍山の西北なる丘腹に在り、風土記に「池之原南、有作石(ツクリイシ)、形如屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如之、名號大石、傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也、大石傳云(以下缺文)とありて、古今世に聞ゆる石殿とす、本書に其傳文を缺けるは惜むへし、神社記に生石子大神とあるは寶殿を祭る者にして、峯相記に「生石子 高御倉(タカミクラ)、高御位山に坐す神、荒陵二神として、夫婦と顯れたまふ、天人降り石にて社を造んと擬する處、夜明ける間、押起すに及はず、返り上り給ぬ、今に有て社の大なること更に凡夫の所爲に非ず」と述ぶ。名所圖會云、生石子村の石寶殿は、縱横二丈三尺、高二丈六尺、すべて社殿の形に作りたるを、横に倒したるなり、譬へば屋根も土臺も横ざまになりて、拜詣する人は社殿の底に對す、凡此一石は五丈餘の石山の中を切拔きて作り、又其形に削りたるまゝに置かるゝ也、(一書云石殿は、自然の石山を、四間四方の殿造りの形に切り放したれど、其地下の方は未た切離れず、故に押立てずして、其まゝに捨置きたる様也)上になりたる所には、土壤とまりて、今は松樹を生じ、四周に水溜れり、萬葉集によめる志都(シヅ)の岩屋と云ふも此歟と云人あり、又此生石明神の山の後の西の峯(伊保山)に石舟と云ふものあり、長九尺横四尺厚二尺四五寸、一石にてほりぬく、古代の石棺の蓋なるべし。

(魚橋)

阿彌陀(アミダ)　今阿彌陀村と云ふ、山陽道の一驛なり、生石の西北二十町、阿彌陀堂あるを以て此名起る、舊稱北原(キタノハラ)と云ふ、蓋風土記大國里池之原の地にして、北池南池の大字存す、北池の東に大字魚橋(ウヲノハシ)あり、神爪に接す、今本郡々衙は魚橋に在り。

阿彌陀驛は、時光寺建立以前より、已に佛堂ありしなるべし、其廢址を傳ふ、國分寺の東院なりと云ふ大日堂存す、此に應永五年三月の銘ある石塔あり、又豆崎と云地に六騎武者塚あり、是は和田備後守範長の古跡にて、俗に喧嘩塚と呼ぶ。(名所圖會)

太平記云、延元元年五月、足利尊氏九州より攻上る、脇屋義治も備前の陣を引退く、和田備後守範長、子息三郎高德は、三石の南の山路を、よもすがら越て、さこしの浦へ出て、脇屋殿に追附んとせしが、高德さきの軍に疵を蒙りたりければ、路にて知れる僧に預置きて打過りけるを、赤松が兵とも頻に路を遮りける、範長は那波より阿彌陀が宿の邊まで、十六度まで戰ひて落ける間、打ち殘されたる者、今は僅に主從六騎になりにけり、備後守或辻堂の中へ走り入り、本尊に向ひ手を合せ、念佛高聲に二三百遍か程唱へて、腹一文字に掻き切り、自害をしける。

阿彌陀驛址、備後守兒島範長、死義之處也、　山　陽

天子之手曾握、將軍之致邸山重、手裂敕書懷虎威、備後在守眞忠頭、拔刀割腹出熱血、老卿言接仁頂蓮、無山東望□子河、叫將喚南彌陀、自有兒郎斯范蠡、滔吳有志復讎跳、成敗何可論倭傑、助盜分利終如何、誰將大筆寄此老、題曰高照山陽道、

時光寺(ジクワウジ)　驛の南なる田間に在り、阿彌陀堂とも稱す、文永十年時光上人創建、(時光は淨土宗西山上人の弟子)初め曾根濱に在りとも云ふ、今も曾根天神を鎭守とす。

高御位山(タカミクラ)　驛の北一里、高三百餘米突、一山岩石峨々として、形狀壯嚴なり、山背は卽西志方村とす、峯頭に神祠あり、蓋古人岩石を以て神の坐床に擬す、謂ゆる岩位(イハクラ)の意なり、神社記高御位大神と曰ふ。

曾根(ソネ)　今曾根村と云ふ、阿彌陀の南十餘町なる大村とす、村南には鹽田あり、伊保大鹽舊形の鹽田と相連接す。

曾根天神社は村南に在り、相傳ふ菅丞相左遷の時、此地を過ぎ、一松を手植して去る、後人追祀して祠堂を建つと、松は幹圍一丈七尺、高一丈許にして偃蓋す、丑寅へ十六間、戌亥へ十間、形狀甚奇なりしが、近年枯朽す、邑人□惜やまず、尙屋を架して之を保存す。

播州曾根偃松、云是菅公左遷時、所手栽、實八百年物也、癸酉春過觀之、因賦、　秋山　玉山

昔用□守古、□枝久□員、□□手清、□□□□、地□印南郡、年□□□名、後□□□色、□□□□□、當□□□□、□□□□生、□□□□□、村□□□□、□□廿□□、何□□□□、悉々八百□、不□□文□、

餘戸郷（アマベ）

和名抄、印南郡餘戸郷。（今詳ならず、恐らくは風土記の六□里にして、大□的形等にあたる、□□の西なる海村なり、海部の義とす。（村□□□集に、餘部は佐土と云ふは、□ふべし）

（六□）

風土記云、大帶日子天皇、□印南□□□、到印南六□（ムツキ）里、□□□□、□□□□、□云、此□□□□、□□□□。（此文に據り六□は海濱なるを知る、印南郡大□里を□けば、大□的形を以て□村とするのみ）又云、六□里此里有□原、生□□、色似□花、体似□□、十月上旬生、下旬亡、□味□甘。（□□と云ふもの今□ならず）

大鹽（オホシホ）

今大鹽北濱二村に分つ、□根の西にして、一岡陵を□て、民戸一千許、□□□間に充滿す、南は□□□□百町、東播の産鹽第一の地なり。

大鹽の□□□□□□□□を日□（ヒカタ）□と云ふ、是は□□□□に日笠浦印南野を詠みあはせたるにより、近世印南郡の海を日笠浦なりと□□する説あるにより、更に日笠□の名を命したるなり。

的形（マトカタ）

大鹽の西なる□□（凡百米突）を的形山と云ふ、印南飾磨の郡界此に分る、山の南岬を福泊と稱し、小□を成す、的形村は山の□□（フトクロ）に在り、東□して大鹽村と□田を隔つ。

あなしは西北風をいふ、□戸内海及西海にて□人の□にあをせと云ふも、あなしの□なりと、和□□に見ゆ、

あらし吹くせとのしほひに舟出して早くぞすぐるまとかたの山、（□□□□）

的形は圓形の義にて、山容より起る名なるべし、今□山と呼ふ。

播□□佐土□内的形□泊□□賀□新庄□□□、□作□□□庄近江國信樂内□山□□早任□知行之旨赤松民部少輔入道性□□□不可有相違之状如件

應永廿□年酉月三日　（赤松□□□□□）

福泊（フクトマリ）

今的形村の大字とす、海岸に家居し、□□□□に□たり、古は韓泊と稱し、室生魚住の間の□□なりき、木庭の東に接し、的形山（今名□山）の南とす。

元亨三年□、木庭記云、今福泊の濱に地□□あり、昔は木庭に在りし故に、八家（ヤカ）地□と云ふ、正安□年、安東□性□□に大石を疊み、島を築き港と爲し、時、港口の活計且地□は□玉神に□を□しすと云□にや移されたり、大永三年、赤松の臣下のもの多勢、□路より福泊に着岸し、地□に詣て、□助を乞ひ、本望を遂けしとも云ふ、□□山は福泊の西に在り、安東氏港を築き、此山に烟火を見せられしによつて、名附くとか、峰相記曰、乾元元年、安東平右衞門入道蓮性、福泊島を築き、大石を疊み上け、數百貫の錢財を盡し、二町餘の□へ築出せり、其□□泊兵庫島にも劣らず、□□商賣の□多く家を造り、上下往來の□此泊に着、但□古河尻の砂□に寄せられて、島の内埋て、大□出入せず、□□に□□す。

韓泊（カラトマリ）

福泊の古名なるべし、此地を形江井（エイ）島の魚住（ウチスミ）泊と相□□し、且□泊□島の事□相記に見ゆ、□史に□生魚住の間と爲すより推測するも、狀勢相合ふ。（或書に韓泊を風土記和名抄に韓室郷と云ふと同しかるへしと日へり、然れとも韓室は□□□内にして、相合はざる所あり、又□□記に印南郡□□神あり、韓泊の鎭守にあらずや）

本朝文粹、善相公十二箇條封事云、山陽西海南海三道、□□海行之程、自□生泊至韓泊一日行、自韓泊至魚住泊一日行、自魚住泊至大輪田泊一日行、自大輪田泊至河尻一日行、此等行□□□計程所□置也、而今公家□□造□田□、長□□□泊、由□公□□□、一日一□之□、□□□□泊、□□田泊、至冬月、□□□□、不□□□□□□云々、□□泊は□相公建□□の□□に見ゆ、□後□は□□ず、木庭、高砂、□□□なさ□□れるは□□□に□□せりとも謂ふべし、村□夜□□に、□□□□□□て□南（キヤツナン）庄と云ひ、村民□傳へて、昔は□□□□なりきと云ふと□せたり、亦一考を要する哉。

佐突郷（サツチ）

和名抄、印南郡佐突郷、（今□所（ベッショ）村是なり、大字佐土（サツチ）存す、阿彌陀の西にして、山陽道之に係由し、□□□村と相接す、此□は風土記に見えず、名義亦詳ならず（高山寺本□□□に注し、大□□□土と附言す）

（所引小）（土を）

播□□□□庄以下□々事□□功之賞□□分一□中之□□旨如此□□交□之此内佐土□赤松□□□□□可令□行之状如件

建武元年卯月廿日　□□（在判）

含藝郷（カムキ）

和名抄、印南郡含□郷。（今東神吉西神吉□□に□方の□村に當るごとし、但し東□吉の升（マス）田（タ）は□□□にして、□□吉の大□は大□□とす。（高山寺本に含□を□□等と注し、□用河南に附□するは、後□の□入なるべし、□□□□の河南庄と相□□せる者□）含（カム）□（キノサト）里、所以□□者、□□□□□御□、□□□□□祖、他田熊千、□酒□於馬尻、□行家地、□□落於此村、故曰□□、又有□（サカヤマ）山、大帶日子天皇御世、□□□出、故曰□山、□□□者、□□□□□、□□□□、後□午年有人□出、于今猶有□□。（□□□）

神吉（カムキ）

今東神吉村と云ふ、天正中□□氏の一族□治、神吉に□□して羽柴秀吉を防ぐ、□□址は今常樂寺と云ふ□□のある地とす。

宮前（ミヤマヘ）

神吉の北十町許、今西神吉村の大字なり、風土記に

見ゆる景行天皇印南郡の行宮は、此邊にあらずや、地名宮前と云ふも因由ありげに想はる。
風土記云、大帶日子天皇、遷於高宮、故曰高宮村、是時造酒殿之處、卽號酒屋村、造贄殿之處卽號贄田村、造宮之處卽號館村、又遷於城宮田村、仍始成婚也、以後別孃掃床仕奉、出雲臣比須良比賣、給於妹人息長命、（賀茂郡山直等始祖）墓（この墓字は宮字の誤ならん）有賀古驛西、有年別孃墓於此宮。

志方

今志方、東志方、西志方の三村に分つ、神吉の北にして、加西郡法華山に至る、其首村志方は神吉を去る凡十八町。
志方觀音寺は、天正中、別所の一族、櫛橋左京亮伊則の城址を傳したる也、櫛橋氏は赤松則景の子八郎有景を家祖とす、志方八幡宮は山林の中に鎭坐し、舊志方庄二十四村の氏神たり。

天神山城址

志方八幡山の西なる山岡を云ふ、赤松氏族の遺跡とす、氏範は律師則心の四男にして、彈正少弼と云ひ、元弘の亂に戰功あり、足利叛逆の後、尚忠誠を南方に致せしにや、元中三年、一家主從非命の死を遂ぐ。
（大字西飯坂）
南山巡狩錄云、元中三年九月、赤松氏範足利家に叛て、播磨國清水といふ所にたゝかひしが、終に討手の勢にうちまけ、子息氏春家則春秀等ことごとく自害をとぐる、
赤松系圖播磨志に赤松初め義滿に叛き、同國印南郡天神山の城にこもり、終に足利義滿の討手の爲にたゝかひまけ、一族郎從百三十七人自害を遂けたるよし記せり、案ふに赤松が義滿の命にたがひし事は、ひそかに志を宮方によせまいらせし故と見えたり。
東志方村、大字岡の城山は中道山とも稱し、赤松氏の塞柵址と傳ふ、城山の下なる淨土宗安樂寺は、庄内の名藍とす、永祿中、志方邑主櫛橋秀則の重興する所とぞ。

益氣鄕

和名抄、印南郡益氣鄕。○今東神吉村大字升田及び平莊村に當ることし、高山寺本に益氣を益田に作り末須太と注するは、後世改變したる名ならん、含藝鄕の東にして、加古川の北岸とす。風土記云、益氣里、所以號宅者、大帶日子命、造御宅於此村、故曰宅村。

升形山

（升田）
風土記云、益氣里、有山名曰升形山、以石作升與呼氣、故曰升形山、有石橋、傳云、上古之時、此橋至天、八十人衆、上下往來、故曰八十橋。○古事記傳に、播磨風土記曰「賀古郡益氣里有石橋云々」と引けるも、此事を指す、神社考には「八十橋者二神及八十神之降迹也」と援引したり、夫木集に

雪ふればあまの羽衣白妙に風さえ渡る八十の岩橋

（八十岩橋）
と詠ず、賀古郡日岡と水を隔てゝ相望み、升田の民家の背なる一丘とす、岩石嶮峻ならねど、左のみ驚異すべき景象なきが如し、平莊村の磐村山にも一群の岩石あり。平莊の大字池尻に古墳墓あり、種々の遺物を發見すとぞ。

山角

舊平之莊と云へる村なれは、今近隣に相合せ平莊と改む、升田の東北とす、平或は幣に作る。
（平莊）
若一王子祠は舊幣之莊の氏神にて、別當を報恩寺と云へり、和銅年中法心上人の開基と說くものあり。

見土呂

山角の東なる小野、藪染、都染、見土呂等今合同して上莊村と云ふ、上幣莊の謂にや、北は加東郡來住村に至る、又加古川の東南岸なる國包驛は、今上莊村の管内とす。

賀茂郡

賀茂郡

今加東加西の二郡に分つ、美囊印南の北にして、加古川の中游なり。國郡考云、加東郡光明寺所藏文書「加東郡五峯山光明寺法度云々、永正十六年四月、赤松兵部大輔（義村）」とあるに據れば、加東加西も久し、拾芥抄に賀古郡の下に東西と注したるは、賀茂の注を誤りしなり、其分郡亦鎌倉以前にあるべし、神社記に賀茂東賀茂西と錄し、峯相記加東加西とす、正保圖二郡に分ち、寬文中併合せしが、文祿圖又分ち、今に至るも之に仍る。
賀茂郡は續記天平元年に初出す、之よりさき風土記には賀毛郡に作り、昔景行帝當國行幸の時「賀毛郡山直等始祖、息長命、一名伊志治、爲媒」云々の事見え「賀毛郡所以號賀毛者、品太天皇之世、於鴨村、雙鴨作栖、生卵、故曰賀毛」と述ふ、國造本紀には「針間鴨國造、志賀高穴穗御世、上毛野同祖、御穗別命兒、市入別命定賜」とあり、鴨國は本郡旧に多可郡に涉れる稱ならん、姓氏錄に「御諸別命、成務天皇御代、中分針間國、給之、仍號針間別」とあるは是此にて、御穗別は御諸別の謬と爲す。
（鴨國）
風土記に、鴨國造の黑田別并に若麻の名を錄し、多可郡には黑田鄕あり。○近世檢田、加東四万七千石、加西三万五千石とす。

加東郡

加古川の中游なる山野を占め、東は攝州有馬、南は美囊印南、西は加西、北は多可に至る、賀茂東郡の謂なり、今十五村に分ち、人口四万六千、治所は社村に在り。

來住

今來住村と云ふ、風土記に楢原里伎須美と云ふ地、蓋是也、加古の西畔にして、印南郡界に接す。
（阿形）
大字阿形は赤松記に「天文九年、阿方の我等知行を河合八郎由緖有よし望申候、阿方村は上月伊勢守中人の誓式にて、八郎申分一向不及沙汰事に候」と見ゆる地とす。

川合郷　和名抄、賀茂郡川合郷(今川合村なるへし、來住の北の地とす、中世以降川合庄と曰へり。風土記云、川合里、右號川合者、端鹿川底、與鴨川會村、故號(端鹿川とは東條川を云ひ、鴨川とは加西の七郷川を云ふ)又云、川合里、腹辟沼、右號腹辟者、花浪神之妻、淡海神、爲追己夫、到於此處、遂怨瞋、妾以刀辟腹、沒於此沼、其沼鮒等、今無五藏。

新部(腹辟沼)　今河合村の大字なり。古城記云、嘉吉元年、赤松滿祐將軍家を討奉り、河合城の堀の城に下着して、金兒常陸介義有を相討り、是より東に當り、東條の東陵山安國寺と申は、足利將氏御武運長久のために、一國に一所つゝ立られたる大地なれば、かしこへこそ、將軍家の御首を納めんと、此寺へ遣られて歸りける、かくて討手下るへければ、滿祐河合より書寫坂本へ歸り、播西木の山の城へ移りけり。

粟生　今河合村の大字なり。古城記云、粟生長下村の金城山城は、中村小四郎正滿の居也、嘉吉の亂に赤松圓を失ひければ、譜代の家の子石見太郎雅助、眞島三郎雅之と謀り、吉野へ立越し、内侍所を盗出し、南帝(後亀山院の皇子也)の御首を爲り、其功に依り赤松家再興す、第一の忠也、正滿河合庄を賜り、南帝の御首を中野に納め奉る、中村が子孫天文中退轉す。

山田(市場)　今大部、市場、東山、池尻の諸部落と合同し、市場村と云ふ。加古川の東畔にして、北は小野村、南は美嚢郡界とす、此東山を讃岐壽永年中の源平の戰場跡と爲すは、平家物語源平盛衰記の原據と相違す、採るへからず。(市場は舊庄名なり)風土記云、山田里、右號山田者、人居山際、遂由爲里名、猪飼野、右號猪飼者、難波高津宮御宇天皇之世、日向肥人朝戸君、天照大神坐舟、於猪持參來進之、可飼所求申、仍所賜此處、而放飼猪、故曰猪飼野。(山田は和名抄に載せず)

大部(淨土寺)　今市場村へ入る、神社記に見ゆる賀茂東郡大部明神は此に在りしならん、建久年中、東大寺重源上人重源大部庄に淨土寺を置く、此寺近世まて百五十石の田領あり、八幡宮を鎭守としたり、蓋東大寺領の莊園也。(淨土寺、本堂方十五間五尺、慶永十四年の再建、藥師堂方十間五尺、同時の再建、八幡宮亦同時の營築とす、寶物で餘と雖、土木の狀考古に益多しとか。

小野　今小野村と云ふ、近世小野侯の邸ありしを以て、街市の狀を成す、眞言宗淨土寺と云ふ古利あり。小野は寛文中、一柳美作守直家、豫州川之江より移封す、小野一万石を領知し、陣屋を置く(一柳氏は河野の一族にして、慶長中監物直盛中興して封侯と爲り、直家は其次男なり、直盛は後絶家し、三男の家は豫州小松に在り)以て明治に至れり。

起勢　今古瀬に改め、村名を福田と云ひ、其大字と爲る、小野村の北にして、東條川の邊とす、福田とは近世の新名に因る。風土記、起勢里、右號起勢者、巨勢等、居於此村、仍爲里名、臭江、右號臭江、品太天皇之世、播磨國田村、在百八十村君、而已村別相鬪之時、天皇勅追聚於此村、悉皆斬死、故曰臭江、其血黑流、故號黑川。

河内郷　和名抄、賀茂郡川内郷、今社村并に福田村、上福田村、久米村等に當る、風土記川合郷の河内里の地とす、河合の東、穗積の南とす。風土記云、河内里、右因川爲名、此里之田、不敷草、下苗子、所以然者、住吉大神、上坐之時、食於此村、爾從神等、人苅置草、解散爲坐、爾時草主大患、訴於大神、爾云汝田苗者、必雖不敷草、如敷草生、故其村田、于今不敷草、作苗代。

社　今社村と云ふ、加東郡の大邑にして、今郡治の所とす、加古川驛の北凡七里、(一名佐保村と云ふ)酒見の東凡三里半。

佐保神社(坂合)　社村に在り、村名は實に之に因る、一説之を延喜式坂合神社に擬す、坂合はサアフと訓み後サホに訛る歟。(佐保は酒見郷と同音とも傳ふ、然れども神祇相記には住吉大神(酒見)と倭神、佐保明神と曰ふ、之を本郡には住吉神社(神社記に賀茂東郡住吉神社又佐保太神各別に載す)あるに參考すれば、佐保神は蓋國造に祖とす。

住吉神社　今社村大字喜田に在り、蓋國造井に上毛野住吉朝臣の氏神と仰ける住吉大神を祭る、姓氏録云、住吉朝臣、上毛野同祖、豐城入彦命五世孫、多奇波世君之後也。○神祇志料云、住吉神社今井上吉田村に在り、(今井は喜見の轉なり今も喜見と云ふ大字存す)昔は河内庄と云へり、風土記に住吉神河内里に到ります事見ゆ、蓋上古大神經歴の地なるへし。

福田　中世以降、社南北の諸村を河内庄又は福田庄と呼べり、島津文書に、延元三年四月、島津周防五郎三郎忠兼は、足利の命をうけて、福田新庄草山に於て宮方を防ける由見ゆ、今古瀬の邊を福田村と爲し、三草山を上福田村と爲す、上福田の大字木梨に延喜式木梨神社あり。

三草　今上福田村と改む、社の東一里なる山村也、近世丹羽家此に陣屋を置き、一萬石の封土を治したり。(丹羽丹羽郡氏次織田信長に仕へ、後徳川氏に仕ふ、其子氏信大坂の役の功を以て、美濃岩村城に封せらる、氏音に至り罪ありて改封せられしが、其養子薫氏に三草一萬石を給せられ、世襲を絶たしめず、寛保二年也)

三草山　三草の東北、加東多可二郡の界嶺を成し、丹波の氷上郡、播磨の有馬郡の境に連接する高原地を云ふ、長凡五里、俗に十里谷と稱するは、三草山の南谷なる東條の諸村を云ふ。三草山は東鑑に福原一谷合戰の時「新三位資盛卿已下七

千餘騎、著于當國三草山之西、源氏亦陣于同山之東、源九郎主従、夜半襲三品羽林、仍平家周章分散畢」とあり、名高き戦場とす、此山に丹波より東播磨に通ずる便道、今も通りぬ、然れども丹波より福原一谷に向ふには、有馬郡に由るを當然とす、稍疑惑なき能はず、戦陣の時の事なれば、迂路と雖、其敵を襲ちて進攻したる歟、南北亂の城にも、三草山に接伏を見る。

平語云、平家の大將軍小松の新三位中將資盛、其勢三千餘騎にて、播磨と丹波の堺なる三草山の西の山口に陣を取る、其夜の半ばかり、源氏一萬餘騎、丹波小野原より押寄せ、散々に攻めければ、平家矢庭に五萬餘人打れぬ、資盛の卿面目なうや思はれけん、一の谷へは參らず、高砂より舟に乘り八島へ渡り給ふ。(今上福田村に大字山口存す、又小野原は下に見ゆ)

東條川

加東郡の大水脉にして、三草山の南溪を成す、水源は今田村に發し、南流四里、又西流七里にして、加古川に入る、其源地(今田)は今丹波多紀郡の所管に屬すと雖、本篇之を本郡の下に係く、此川を風土記に端鹿川と云ふ。

(東條谷)

東條は中世の庄名にして、太平記には「延元二年、官軍金谷治部大輔經氏、播磨の東條より打出て、吉河高田が勢を附けて、丹生(今播州武庫郡)の山陰に城郭を構へ、山陰道の中道を差塞く」と載す、又赤松記に「永正十八年正月、赤松屋形(義村なるへし)の御先勢、弘岡殿を大將にて、御馬廻の衆少々大田の城まで御出候處に、弘岡殿心替にて先手崩れ候間、俄に御帯を御退き、東條の冊泉寺と申寺に御座候」とも見ゆれば、其山中の退守險阻の状を知る、今下東條、中東條、上東條、鴨川及び今田の五村と爲る。

端鹿

風土記に東條川を端鹿川と云ひ、其村落を端鹿里と云ふ「端鹿里、今在其辭、右號端鹿者、昔神於諸村・班菓子、至此村不足、故仍云間有哉、故號端鹿、此村至于今、山木無菓子、生眞木梅榊」今上東條村に端鹿谷の大字存す、端鹿神の在所ならん。

(端鹿谷)

住吉郷

和名抄、賀茂郡住吉郷。○今詳ならず、下東條中東條の地かとも思はる、風土記の端鹿里を和名抄には載せずして、住吉夷俘の二郷あるは、此二郷即端鹿を分ちて置かれし者の如し、且中東條に垂水の大字あるは、亦考量を要す、住吉神と垂水神は同躰異記とす、住吉郷は垂水郷とも稱しければ、今に其名を遺す歟。

小田

今菅田、番等の諸村と合併して、下東條と改む、福田村の東にして、東條谷の口にあたる、菅田には延喜式菅田神社あり、小田には延喜式坂田神社あり、赤松領國の時一族依藤氏小田に居り、東條谷を治めたり。

天神

小田の東にして、今上東條村と云ふ、東條谷の小隈なり、天神山と云ふは、本隈の北東なる鴨川山を指す歟。

夷俘郷

和名抄、賀茂郡夷俘郷。○今詳ならずと雖、東條谷の奥、上東條、鴨川、今田などにやと想はる、(名義は美囊郡夷俘郷參考すへし)高山寺本之を缺く。

鴨川

天神の北東なる村名とす、三草山の脉中なる山村なり、社上福田より丹波篠山に向ふ通路は、鴨川今田の二村を經由す。

清水寺

鴨川村の御嶽山(一に天神山と云ふ)に在り、東播の名藍にして、西國巡禮第二十五番の札所とす、新清水とも云ふ、本尊千手觀音、法道上人の開基とぞ。(舊寺祿六十五石)

名所圖會云、御嶽山清水寺、寛治五年、光善上人の中興なり、常行堂三昧堂は後白河帝の建立、藥師堂は池禪尼の建立、阿彌陀堂は賴朝公の建立、二層塔は祇園女御の建立、奥院は本尊十一面とす、古鐘に銘あり云「奉鑄播州接州清水寺、文明十四年壬寅五月十四日、于時執行賴祐長吏法印實精」。

盛衰抄云、三十三所とは何ぞ、(中略)第二十四番清水寺、丈六千手、播磨國丹波接津の界に在り、聖德太子建立、法華寺、等身千手播磨國印南郡にあり、願主寂鍐上人、五間四面の堂なり、是久安六年參詣の次第に由る。

今田

今隣近諸村を合併し、今田村と云ふ、往時は小野原庄と稱したる地なり、東條谷の奥にして、丹波多紀郡古市(酒井庄)と相接するを以て、多紀郡の所管とす。平家物語に源義經小野原より三草山に進撃の事を錄し、盛衰記には氷上郡と爲す、北方氷上郡と相接すれば、此説あるも宜なり。

(小野原)

平語云、二月四日、義經一万餘騎、都を立ちて丹波路にかゝり、二日路を一日に打ちて、丹波と播州の界なる、三草の山の東の山口、小野原(盛衰記氷上郡三草山の東の山口小野原の里)に陣を取り、平家方の大將軍新三位の中將資盛、其勢三千餘騎にて、三草山の西の山口に推寄せて陣を取る、其夜戌の刻ばかりに、義經侍大將土肥の次郎實平を召して、平家は是より三里隔てて、三草の山の西の山口に控へたり、夜討すへしとのたまひ、小野原の在家に火をかけ、野にも山にも草木まで火をかけて、三里の山を越ね、平家の陣へ押寄す。

穗積郷

和名抄、賀茂郡穗積郷。○今加茂村及び瀧野村是なり、社村の北に接し、賀古川に跨る、東は多可郡界、西は加西郡界に至る、穗積の地名和州山邊郡を參考すべし。

風土記云、穗積、本名鹽野、小目野、所以號鹽野者、鹹水出此村、故號鹽野、今號穗積者、穗積臣等族、居於此村、故號穗積、小目野、右號小目野者、品太天皇巡行之時、宿於此野、仍望覽四方、勅云彼觀者、海哉河哉、從臣對曰此霧也、於時宣云、大體雖見、無小目哉、故曰小目

野、於是住居闕井、故云佐々御井、又因此村云讚、字訓久志佐、乎米乃佐々波米、阿良遮布里、志毛有等毛、奈加禮奈爾、遠米乃佐々波(今加茂村に大字穗積存す)

瀧野(タキノ)

今瀧野村と云ふ、加古川此にて瀧野川と云ふは、激湍奔放して「石走る瀧つ瀬」をなせば也、村落河水の北崖に倚り、小山市の状あり。

氏族志云、圓融帝時、有播磨少椽播磨宿禰利明(除目申文抄石淸水寺橋記)任播磨國瀧野莊總官、一條帝時、有播磨利行、又稱總官(橋記)其族爲播磨大椽及總領校、或爲衙府官者、陸田不絶(朝野群載中右記)。

光明寺(クワウミヤウジ)

瀧野の東に在り、法道上人の開基と稱し、地方の名藍なり、觀應二年、足利兄弟不和の時、石堂賴房播州に下向し、尊氏を撃たんとし却て光明寺に籠まるゝ事太平記に見ゆ。曰く、八幡の陣より播州へ石堂右馬頭を下向せしめ、光明寺に陣を取りければ、尊氏將軍此由を聞き給ひて、書寫坂本を打ち立ちて、一萬餘騎の勢を率し、光明寺の四方を取り卷き、將軍は引尾(ヒキヲ)に陣を取り、師直は泣尾(ナキヲ)に陣をとる、名詮自性の理、寄手のために、何れも忌々しくこそ聞えけれ、爰に國の守護赤松信濃守範資、使者を以て申しけるは、京都八幡より七千餘騎を光明寺の後攻のためにとて差下され候ふなり、只先づ其城をば閣れ候ひて、討手の下向を相支へ候へ、云々。

加西郡(カサイ)

加東の西なる小郡にして、其西は神崎郡、南は印南郡、北は多可郡に至る、賀茂の西郡の謂なり、今十一村を管轄して治所は北條町に在り、人口四萬、俗或は笠井郡に作るものあり。

大神郷(オホムチ)

和名抄、賀茂郡大神郷。○今詳ならず、風土記の雲潤(ウズミ)楢原の里にして、今の多可野村九會村等にあらずや。

和泉(イヅミ)

(雲潤)

今隣近諸村と合同して多可野村と云ふ、瀧野の西なる山村なり、舊多可井又は富田莊と曰へる地なり、和泉の北は古の多可郡法太(ホフダ)里なれば、和泉は雲潤(ウズミ)里なるべし。雲潤里、右號雲潤者、丹津日子神、法太之川底、欲越雲潤之方、云爾之時、在於彼村、太水神辭云、吾以宍血佃、故不欲河水、爾時丹津日子神云、此神倦堀河事、云爾而已、故號雲潤、今人號雲潤。(敷田氏の標注にウズニと訓み、栗田氏の標注にはウルミと訓む、共に少異あり)

奥山(オクセン)寺山、今多可野村に屬す、大字國比と云ひ、奥山寺地藏院あり、眞言宗、高麗僧惠便開基、天竺僧法道の中興と稱す、觀音堂大日堂地藏堂經藏仁王門等あり。

普光寺(フクワウジ)

今多可野村の屬、大字河内の奥に在り、天台宗觀音堂開山堂不動堂彌陀堂以下數宇あり、法道上人開基と傳ふ、近世は寺山九町四方許に田疇五十石を給附せられたり、故に山林蒼鬱溪水流に涌けり、其峰を鎌倉山と曰ふ、神社記に賀茂西郡鎌倉明神と云ふは、此山に在る歟。峰相記云、普光寺は神龜五年長谷寺觀音を造奉時、彼第二の御衣木の切にて、十一面像を造奉、近衛大將藤原房前の御願、法道上人の建立なり、始は法相宗を學す、今天台教を學す。

楢原(ナラハラ)

(美須伎)

此里名は風土記に見ゆれど、和名抄に缺く、雲潤と合併して大神郷と改稱したることとし、今九會、富合及び來住に渉る。

風土記云、楢原里、右所以號楢原者、柞生此村、故曰柞原、伎須美(キスミ)野、右號伎須美野者、品太天皇之世、大伴連等、請此處之時、喚國造黑田別、而問地狀、爾時對曰、縫衣如藏櫃底、故曰伎須美野、(按に伎須美野は今の加東郡來住(キシ)村なり、栗田氏云万葉集に「眞にさすめる玉」と云ふ句あり、仙覺抄曰さすめるは來住也と、蓋藏むる意とす、倭姫世記にもたまさしめる國と云語あり)飯盛嵩、右所以號然者、大汝命之御飯、盛於此嵩、故曰飯盛嵩、粳岡(ヌカヲカ)、右號粳岡者、大汝命令舂稻於下鴨村、散粳飛到此岡、故曰粳岡(按に今九會村大字繁昌に、延喜式乎疑原神社あり、之を天神宮とも云ひ、西河合庄の總社とす、西河合莊は蓋風土記の楢原里にあたり、乎疑原神社は神社記に作り、蓋風土記の大汝命にて、和名抄大神郷の名も之に由る歟)

宮來(ミヤキ)

(七郷川)

今宮木に作り、中野、繁昌、網引(アビキ)、田原の諸村と合併して九會(クヱ)村と云ふ、在田川(萬願寺川に同じ)和泉川(普光寺川に同じ)本村に於て相會し、七郷(シチガウ)川と稱し、更に東流來住(キシ)に至り、加古川に入る。

中野(ナカノ)

此里の滿願寺に御首塚あり、古蹟記に「長祿二年、赤松の遺臣中村小四郎、吉野の南帝(後南山院の王子)の御首を踰り、此に葬ると云ふ」者とす、寺は正德二年創立、淨土宗也。(加西郡誌)

三代實錄「元慶六年、播磨國賀茂郡、宮來河原、倉可伎河原、先是有禁、今重禁斷」と、この宮來原は即九會河原にして、倉可伎河原今其名を傳へず、亦近地ならん、今九會村の東に青野(アヲノ)原と云ふ空闊あり、牧場と爲し軍馬を育成す。

(青野原)

周遍寺山(シウヘンジ)

九會村大字田原網引の南嶺にして、印南郡に踰る、山中に眞言宗の古刹あり、本尊觀音堂及び法道空海の影堂等あり、又石造の刻佛九十餘躯を置く。

玉野(タマノ)

今富合(トミアヒ)村と改む、九會の北、和泉の南、北條町の東とす、此村名は風土記に出て、玉丘(タマノヲカ)墓あり、今千塚(センツカ)と稱するもの是なり。(玉野の千塚は、北條町の南廿町許、丘墳周迴儼然たり)

風土記云、楢原里玉野村、所以號然者、意奚袁奚二皇子等、坐於美囊郡志深里高宮、遣山部少楯、相談國造許麻之女根日女命、於是根日女、已依命訖、爾時二皇子相辭不娶、至于日間、根日女老長逝、于時皇子等大哀、即遣小楯、云、

（玉丘墓）朝日夕日不隱之地、造墓藏其骨、以玉餝墓、故縁此墓號玉丘、其村號玉野」(此に國造と云ふは印南國造なり、千壺及水壺と稱し瓢形の古墳とす、其地より近年鐵製の鉾を得たり、長一尺四五寸許、希異の事とす)

三重鄉

和名抄、賀茂郡三重鄉。○今詳ならず、下里村にあたるごとし、風土記に依れば、三重下鴨の二里とす「三重里、所以云三重者、昔在一女、拔筍以布裹食、三重居、不能起立、故曰三重」。

下里

今下里村と云ふ、下鴨の謂にして、風土記にも見ゆ、加西郡の西南隅の地とす「下鴨里、有碓居谷、箕谷、酒屋谷、此大汝命造碓稻舂之處者、號碓居谷、箕置之處者、號箕谷、造酒屋之處者、號酒屋谷」と、今下里の大字牛居は碓居の訛なるべし。

法華山寺

下里村大字坂本に在り、此寺山は加西印南飾磨の三郡界にあたり、姫路より此山を經て多可郡に赴く通路あり、且寺は西國巡拜第二十六番の札所なるを以て、往來の男女常に路に相望む、山容は拔海凡二百五十米突。

（一乘寺）法華山寺は、法號一乘と云ふ、下里と印南郡志方の間なる山隘に在り、金堂(十二間)大塔(三層)南面して山腹に在り、石階百數十級、行者堂常行堂開山堂御供所太子堂止渴堂善光堂以下二十餘宇其傍に建置す、寺主の住房を妙行院と云ふ、此寺開創の事は、釋書に其說あり、法道飛鉢の奇異は、宇治拾遺に見ゆ。○加西郡志云、一乘寺は天台宗山門派、舊朱印地百二十一石、永祿五年、赤松義祐諸堂再興、寛永五年、本多忠政金堂を重修す、常行堂安政中改造、塔頭六院あり。

元亨釋書、法道仙人者、天竺人也、一時乘雲、入吾日域、下播州印南郡法華山、其山八葉、故有此號也、所持道具、千手大士銅像、佛舍利法鉢而已、餘無長物、道常在[illegible]鉢受供、州人稱空鉢仙人、生[illegible]大[illegible]、諸[illegible]鉢千百上奉供、其地今尙號空鉢峯、在神祠西南、大化五年、上不豫、召道加持、道入宮持念、玉體平復、道歸山、勅於山中建大殿、安所持觀自在銅像、及佛舍利寶鉢、白雉元年落成、上幸寺、後放大光飛入雲中、道多營精舍、諸州往々而在。

酒見鄉

和名抄、賀茂郡酒見鄉。○今北條町并に富田村なるべし、酒見社は北條に在り。

酒見神社

今北條町の三宮住吉神是なり、其供僧を酒見寺と稱し、近世は六十石の寺領を有したり、一說に酒見神を延喜式住吉神に充つ、新抄格勅符に大同元年酒見神々封三戶と見ゆ、山直氏の祭りし神祠と想はるれど、酒見と名つくる所以を詳にせず、峰相記に三宮酒見神は、山氏を神主と爲すと云ひ、風土記に景行帝の時、賀茂郡山直等の祖、息長命一名伊志治の奉仕したる由を載す。(酒見寺今も建立し、堂塔依然たり、貞治三年の銘ある古鐘を傳ふ。)

（酒見寺）峰相記云、酒見大明神者、養老六年、住吉大明神顯て五所王子當國に入坐、先上鴨の西條飯倉嶺に坐、從神佐保明神私の意有て、此嶺宜からざる由申て、三重の北條に誘引し、[illegible]坂の北谷の石上に、御休息の時、佐保明神御盞を進み、加東川の東[illegible]、追付給はざる王子を怨氣して、遠所に崇め奉る(酒見社記云、二王子在同所北、一王子在礒部社)爰に神主祖山酒人、門田六町を殖る日、苗一夜を經て稲となる、乃其秋の中に[illegible]を酒り、兩大明神を崇め奉る ○按に此書は延喜六年職判住吉大社解狀に、賀茂郡住吉酒見社三前戸二烟とあるにあたり、住吉の別宮たること了然とす、而て其酒見と云ふは此に[illegible]める酒見氏、之を祭りしに由る歟。

姓氏錄、皇別酒部公は景行帝の皇子[illegible]の三世孫、足彦大兄の後とし「大鷦鷯天皇御代、從韓國參來人、有造酒之才、令造御酒、於是賜[illegible]、號酒看都子」とあるにて、彦大兄は酒部の人々を統べし所以を知る、古事記に「神酒王者、木國之酒部之祖」とあるに合ふ、酒看部は酒宴の義にて、古事記傳、雄略段の「けふもかもさかみづくらし」の句解に、其語見ゆ、因みに曰ふ酒看都の訛、酒見と爲り、後世酒盛と云ふも、更に酒見の訛りたるにや。

北條

今北條町と云ふ、人口六千、加西郡の首邑とす、酒見北條と呼ふ、或は云ふ北條は風土記に修布里品遲部村とある地にして、北條は品遲部の訛なりと。風土記、品太天皇之世、當麻品遲部等遠祖、前玉、所賜此地、故號品遲部村。

修布

（品遲部）風土記云、修布里、此村有一井、一女汲水、即被吸沒、故號修布、有鹿咋山、品太天皇狩行之時、白鹿咋己舌、遇於此山、故曰鹿咋山。○今北條の西北を富田村と云ひ、殿谷と云ふ大字遺る。

上鴨鄉

和名抄、賀茂郡上鴨鄉。○今在田村、西在田村なるべし、北條の北なる山村にして、鴨谷の大字遺る。風土記云、上鴨里、下鴨里、(中略)此鴨蔟飛、居於修布井樹、此時天皇問云、何鳥哉、侍從當麻品遲部君前玉答曰、住於川鴨、勅令射、時發一矢、中二鳥、即負矢、從山岑飛越之處、號鴨坂、落斃之處者、仍號鴨谷、煮羹之處者、號煮坂。

在田

今在田西在田の二村に分つ、萬願寺川は本村の溪澗を併せ、南流下里川と合ひ、七郷川と爲り、加古川に入る、長凡六里、[illegible]川とも呼ふ、赤松記に有田殿と稱するは、此地の領主なり。○延喜式石部神社は神社記に賀西郡[illegible]部明神と云ふ、今有田の上野に在り、三女神を祭ると云ふ、又西有田の下道山に[illegible]明神あり、社說に之を延喜式[illegible]神社にあてたり、又下道山の野に光岩と呼ふ岩石あり、每秋の頃日光正中すれば、光輝[illegible]し、遠賞すれば鏡を見るがごとし。(加西郡志)

赤松記云、大永三年、有田殿は浪人衆一味にて、野間を

しつらひ、浪人衆の溜りに致し候へども、浦上は野間の手あてに、自然の時在國けらる、[illegible]に、[illegible]法師を呼び出し申さる、、其比[illegible]法師[illegible]、[illegible]松殿に申候、無[illegible]明[illegible]津より有田の庄に入部の上、野間より別人數を出され合戰度々あり、赤松方手負、討死多[illegible]候。○在田殿と云ふは、赤松[illegible]の子、[illegible]前守則行を祖とす、殿原山に城を築きて之に居る。（[illegible]州古城記）

多可郡

多可郡

賀茂郡の北なる山谷にして、丹波氷上郡、但馬朝來郡及び本州神崎郡と界を接す、今八口三萬五千、九村、本州に於て最僻遠と稱せらる。（近世檢田三萬三千石）

風土記に託賀に作り「右所以名託賀者、昔在大人常勾行也、自南海到北海、自東巡行之時、到來此土云、他土卑者常勾伏而行之、此土高者伸而行之、高哉曰託賀郡、其踰迹處數々成沼」と曰ひ四里に分つ、延喜式には多可に作り、和名抄に至り六鄕に分つ。

法太（芳田）

今大和、野間谷、芳田、重春の四村の總名なり山谷自ら一區を成し（大和芳田の二村は今加西郡の管内とす）芳田川一名三原川之を貫流す、長六里。法太は風土記に法太里を識し、和名抄には荑太資母の二鄕と爲す、後世轉じて芳田と爲す。（郡鄕考）

荑太鄕

和名抄、多可郡荑太鄕。○本書太を々に作るは誤植なり、高山寺本は田渡由太とあるに據り之を訂す、蓋法太里は和名抄に至り、荑太資母の二鄕に分つ、今の野間谷大和は荑太鄕の域ならん、西界に笠形山あり、[illegible]に至る。

野間谷

芳田川の源にして、[illegible]大[illegible]等の大字あり、赤松記に野間谷とあるは此谷の土兵を云ふ、大和は山戸村にも作る、野間谷の奥にして、笠形山の東麓をなす、三原川之より出づ、（大和は今加西郡の管治とす）此山中に楊柳寺と號する觀音堂あり、昔光寺と相匹せる古刹寺なり。

伊勢輪寺

今野間谷村にあり、極樂寺と云ふ、峯相記に見ゆ、曰、清水寺、圓通寺、法樂寺、光明寺、圓生寺、大谷毘沙門、朝日山、奥山、日光寺、朝光寺、多聞寺、笠形山、七種寺、書寫山、伊勢輪寺、加理川寺、救海寺等、皆法道上人之建立云々、（日光寺は神東郡川邊に在り、朝光寺は加東郡畦野谷に在り、加理川寺は一名万[illegible]寺）峯相記、又欽明帝の時百濟國の佛法使者の二人來りしが、播州に配流せられ、野間に居を定つと云ふ。○播古紀に、播磨國に蘇我大臣は高麗僧の還俗せるもの惠便を得て師と爲し、佛法を興すこと見ゆ、野間偶[illegible]寺は惠便の開基と傳ふ。

資母鄕

和名抄多可郡資母鄕。○今芳田村、重春村是なり、芳田に下鄕と云ふ大字殘れり、資母は下法太の謂也。

明樂寺

村名にして、今下瑠田合等と合併して芳田と稱す、北條より中村に至る山路之に係由す。○國郡考云、文祿三年の一文書に「播磨國笠井郡妙樂寺村百石事、舟津爲替地令扶助之訖」とありと、此村は其頃より加西郡へ入りし歟。

板浪

今野村、高田、井高、松山等と合同して重春村と云ふ、芳田村の東にして、加古川の邊なり、板浪とは風土記に花波山とあるに同しき歟、此地に長明寺と云ふ眞言御堂あり。

風土記云、法太里、所以號法太者、讃伎日子、與建石命、相闘之時、讃伎日子、負而逃去、以手匍去、故云匍田、[illegible]者、讃伎日子、[illegible]之時、建石命[illegible]云、自今以後、更不得入此界、即御[illegible]此[illegible]、一家云、昔時[illegible]、堺國之時、大[illegible]埋於此土、以爲國境、[illegible]、[illegible]山者、近江國花波之神、在於此山、[illegible]と云ふは、今詳ならず、然れども重春村は[illegible]村の東北に接し、山勢自然に一境界を成せり、古代播磨の國と、丹波氷上の領界を此邊に限りたる事ありとも想はる、播磨刀賣氷上刀賣の國境を爭へる狀、風土記中に見えたり。

都麻

風土記に都麻里を識したり、今の津萬比延の兩村に當り、和名抄に載せざるは、資田鄕に併入したればならん。都麻里、云都多岐、比也山、比也野（中略）土下上、所以號都麻者、播磨刀賣、與丹波刀賣、堺國之時、播磨刀賣、到於此村、汲井水而飡之、云此水有味、故曰都麻、云都太岐者、昔讃伎日子神、誂冰上刀賣、冰上刀賣、答曰否、日子神猶強而誂之、於是冰上刀賣怒、云何故謀吾、即雇建石命、以兵相闘、於是讃伎日子負而還去、云我甚怯哉、故曰都多岐。

津萬

今津萬村と云ふ、古の都麻里にして、重春の北、加古川西岸を云ふ、大字島に延喜式大津乃命神社あり。（神社記、大津明神）

比也（比延）

今比延村と云ふ、津萬村の對岸にして、賀茂郡より丹波氷上郡に赴く通路之に係る、大字比延は小驛なり、社を去る三里、丹波國界まで二里半、東清水寺まで一里半。

風土記云、都萬里、比也山者、品太天皇狩於此山、一鹿立於前、鳴聲比々、天皇聞之、即止翼人、故山者號比也山、野者號比也野、鈴墻山者、品太天皇巡行之時、鈴落於此山、雖求不得、乃堀土而求之、故曰鈴堀山、伊夜丘者、品太天皇狩犬、名麻奈志漏、與猪走、上此岡、天皇見之、云射乎、故曰伊夜丘、此犬與猪相闘死、即作墓葬、故此

岡西有犬墓、阿富山(アフノヤマ)者、以莇(アフコ)爲宗、故號阿富、云高瀬村者、因高川瀬爲名、目前田(メサキダ)者、天皇狩犬爲猪所打割目、故曰目割、阿多加野(アタカノ)者、品太天皇狩於此野、一猪負矢、爲阿多岐、故曰阿多加野。○阿多岐は俗語あたけるにて、跳躍ならん、古事記雄略巻に猪怒而宇多岐云々とある、宇多岐に同し。比延驛の西岡山に狐塚と名つくる古墳あり、高三間徑十二間、瓷器の破片又は土器の發見せらる事ありとぞ、風土記に見ゆる伊夜丘の犬墓にあらずや、狐の栖穴ありとて、今狐塚と呼ぶ。

黒田郷(クロダ)

和名抄、多可郡黒田郷。○今黒田村幷に比延津萬の三村にあたる、加古川(丹波には佐治川と云ふ)の兩岸に渉り、丹波氷上郡に連接す、延喜式兵主神社は本村大字岡に在り、古奈爲神社は大字小苗に在り。(神社記古奈爲を子勤に作る)風土記云、黒田里、袁布山、支閇岡、大羅野(オオアミノ)、右以土黒爲名、云袁布山者、昔宗形大神奥津島比賣命、姙伊和大神之子、到來此山、云我可産之時訖(キヘヌ)、故曰袁布山、云支閇丘(キヘオカ)者、宗形大神、云我可産之月盡(キヘヌ)、故曰支閇丘、云大羅野(アミヌ)者、昔老夫與老女、張羅於袁布中山、以捕禽鳥、衆鳥多來、負羅飛去、落於件野、故曰大羅野。

那珂郷(ナカ)

和名抄、多可郡那珂郷。○今日野村なるべし、大字上野中と云ふもの遺るは、加眉里より分割したる中郷の謂ならん。

天目一神社(アメノマヒトツ)

今日野村大字大木に在り、神代紀に見ゆる天目一箇命を祭る歟、風土記には「託賀郡賀眉里、荒田村、右所以號荒田者、此處在神、名道主日女命、无父而生兒、爲之醸盟酒、作田七町、七日七夜之間、稲成熟、意乃醸酒集諸神、遣其子捧酒、而令養之、於是其子向天目一命、而奉之、乃知其父、後荒其田、故號荒田村」とあり、其始末詳ならず、此神は神社記には天一目神と云ふ。

荒田郷(アラタ)

和名抄、多可郡荒田郷。○今中村是なり、大字安楽田(アラタ)存す、杉原谷の中央にして、日野(那珂郷)の西北とす、風土記賀眉里の中とす、赤松記に荒田瑞光寺とあるも此歟。

荒田神社(アラダ)

延喜式の官社なり、中村の西大字安楽田に在り。神祇志料云、荒田神社は今之を二宮とす(峯相記神名帳頭注)蓋天目一命の姫、天道主日女命を祀る、初此神父なくして御子生坐き、故田七町を作り、其田に成熟(ナレル)稲もて、醸酒を醸て、諸神等を集て、其御子をして酒を捧奉らしむる時に、天目一命に向て杯を奉りき、即其父神なる事を知て、後に其田を荒したりき(風土記)称徳天皇天平神護元年、神封四戸を充奉らしむ(新抄格勅符)按、峯相記曰、天平勝寶元年、女躰の唐人束帯赤衣にて、天より降給ふ、其他の仕人山繁雄、明源上人と共に降臨の由来を問、我は本地十一面観音なり、此地に神殿造進すへしと、一宿を經て後の朝、繁雄が取置ける苗忽杉と生しと云々、其後延喜年中、田村将軍播丹二國の士貢にて、神殿を造進す。

盛衰記云、義經曰、三草山夜討の時、廣多かりける中に、山の案内者とて、男を引出し問給けるに、是は平家の家人にもあらず、播磨國安田(ヤスダ)庄下司、多賀管六久利と申者にて候が、重代の所領をば、平家の侍越中前司盛俊に押領せられ、妻子を養ふ便なければ、此山に住居者を捕て、世を渡り侍る。(盛衰記鷲尾三郎の事と同し、盛衰記傳とす)長門本平家には多賀を賀古に作る、多賀郡にも賀古郡にも、安田の地名あり、又鷲尾てふ地名は丹波多紀郡にもあり、然れとも形勢より推せば、多賀郡と爲す方穏當なり。

(安田)

中村(ナカムラ)

(今中村の大字に安田あり是也)

杉原川の山谷の中央に位置し、多可郡の治所を此に置く、北條より中村を經て、丹波福田村に通する間道ありて、徑に南北の消息を通す、道途の邑落をなす、大字関子に延喜式加都良乃命神社あり。(神社記に綴明神とあり)

賀美郷(カミ)

和名抄、多可郡賀美郷。○今杉原谷村、松井庄村なるべし、中村の西北にして、杉原川の上游とす、風土記に賀眉(カミ)里とあるは、賀美郷荒田那珂の三郷に當り「賀眉里、右因居川上爲名、大海山、右所以號大海者、昔明石郡大海里人、到來居於此山底、故曰大海、山生松」と載す。

豐部(トヨベ)

今福原と合同し、松井庄村と云ふ、中村の西北に接す、松井庄の北を杉原谷村と云ひ、大字大著、門三原、大河、清島等あり、此奥は丹波の佐治但馬の生野と、三方の交界にして三國嶽と稱する一峰あり。

杉原川(スギハラ)

多可郡の大溪流にして、荒田川とも云ふ、今杉原谷、松井庄、中村日野の四村に渉り、長十里、津萬村に至り加古川に入る、此溪間を總名杉原谷とも云ふ、其山中より但馬丹波に通するを杉原越と云ふ。正平九年十二月、山名時氏但馬より杉原越して、丹波氷上郡佐野城を攻めたる事、太平記に見ゆ。杉原川の上游松井庄村の西嶺に、千ヶ峰(センガ)あり。國人和田氏云、千箇峯の上に方正の礒を累ぬるごとき岩石あり、其形状五箇の竈を積みあぐる様とす、之を岩坐神(イサリカミ)と云ふ、風土記「神前郡、的部里石坐神山(イハタラノカミヤマ)」と云ふは此にあらずや。

(岩坐神)

神崎郡

神崎郡(カンザキ)

市川(イチカハ)の上游にして、近世神東(ジントウ)、神西(ジンサイ)の二郡に分ちし地なり、明治二十九年、之を復す、十八村、人口五萬二千、治所は田原(タハラ)村に在り、本郡は播路

より但馬に通する大路之を貫き、今銀道を存す。

(神東郡) 風土記、神前郡舊里六に分つ、和名抄神埼郡郷に載せ註し、五郷に分つ、後世神西郡大野郷之に入る、名義は神前山の下に出づ。○風土記云、御諸何命男、阿具部命、一名伊許自別、擧田天皇、倭宗國時、東乃巡幸、到針間國神崎郡、瓦村東岡上、時青衣冑千衞邊來會、爾時上流於有人也、因號伊許自別等之、既有居民、皆日、日本武命東征時停泉處、皆減伊許自別國遣之、其官、己等其後也、仍居於此、遂以佐伯爲氏、伊許自別等其狀、君伊許自別日、汝官者君而之、御將針間別佐伯直姓也。

(瓦) この伊許自別は國造の祖とす、其瓦(カハラ)村と云ふ詳ならず、香呂(カウロ)村に擬すへしと雖、香呂に東岡なし、風土記に據れは此停は大川内に有りしごとし。又三代實錄、貞觀六年紀に、神崎郡北河、法對、前河原の字開地の禁の事見ゆ。

(神西郡) 神崎を分ち神東(シンサイ)神西と云ふは、後世の事と云ふる、鎌倉幕府の時に起れるならん、神社記は未た分たずして、神崎に作り、峰相記には神東神西に分つ、正保國圖之に仍り、寛文中神崎に復しゝが、元祿以後また神東神西に分つ、大略河水を以て其分界とす、近世郡田四萬九千石。

神崎川(カンザキ) 其源を生野(イクノ)川と云ふ、但馬國朝來郡に發す、本郡大川内谷に入り來り、栗鹿川を容れ、南流し屋形村に至り、二分して各郡に入る、其東水(本流)を市川と呼び、西水は[illegible]川と稱る、此水の本郡を流るゝ凡十里とす。

埴岡郷(ハニヲカ) 和名抄、神埼郡埴岡郷、高山寺本註、波爾乎賀、○今寺前村、大山村、栗賀村、長谷村、寺前村等に但馬の生野峯に當る、郡の北隈にして、神埼川(市川)の源頭とす、風土記には堲岡に作る。○堲岡里、所以號堲岡者、昔大汝命、與少比古尼命、相爭云、擔堲荷而遠行、與不下屎遠行、此二事何能爲乎、大汝命曰、不下屎欲行、小比古尼命曰、我持堲荷欲行、如是相爭而、行之數日、大汝命云、我不能忍行、即坐而下屎之、爾時小比古尼命咲曰、然苦、亦擲其堲於此岡、故號堲岡、又

(波自加) 下屎之時、小竹彈上其屎、行於衣故、號波自加(ハジカ)村、其堲與屎成石、于今不亡、一家云、品太天皇巡行之時、造宮於此岡、勅云此土爲堲耳、故曰堲岡。○姓氏錄、佐伯直下に「擧田天皇、倭宗國界、東行巡幸、到針間國神崎郡、瓦村東岡上」とあるは此巡幸のをりの事にや、一書に波自加とは今福本村の南に初鹿野といふあり、此なるへしと述ふ

栗鹿(アハカ) 今栗賀村と云ふ、大山より出つる猪篠川此に至り越知川と會し、福本を過き生野川と相合ふ、卽市川の上游とす、風土記に今の栗賀大山越知谷の三村を粟鹿川内と錄し「所以號粟鹿川内者、彼自但馬阿相(アサゴ)郡粟鹿山流來、故曰粟鹿川內、生楡」と述ぶ、然れども阿相郡の粟鹿山の背より出つるは生野川にして、猪篠越知の溪澗に非ず、風土記の說や誤れり。

福本(フクモト) 今栗賀村に屬す、江戶幕府の時、交代寄合格の大名池田氏の邑にして、六千石の陣屋を置けり。(此池田氏は岡山侯の支族とす、池田能登守政直、明曆四年、神東神西印南三郡の內數村を賜り、寛文四年、粟賀庄新土野に陣屋を置く、新土野後福本村と改稱す)○此邊に噫石を產する山あり、鶴居停車場より福本まで十餘町、栗賀まで三十餘町。

犬寺(イヌデラ) (法樂寺) 栗賀に在り、金楽山法樂(ホフラクジ)寺と號し本郡の古刹なり、元享釋書寺像志に犬寺縁起を載す、曰、播州犬寺者、昔蘇我入鹿、大召兵、亡上宮太子之屬、播有枚夫者、從軍、枚夫妻好枚夫之僕、以隙潛通、旣而枚夫歸、僕恐事覺、謀主曰、山中有鹿猪之所大集、人未知、我與山行見之、我與汝君二人、誰往獵之、不令他人知、枚夫審其顏、索養二黑狗、便與二犬提弓、入山中、行數十里、僕上高所、引弓架矢曰、我昔非君、[illegible]也、此一箭可殺君者、不知君有所思乎、我獨爲命、乞許君之從、枚夫曰善矣、我之貴也、我未知此事、然汝何言乎、但有一事、願子且待、須臾枚夫解腰糧、呼二犬、分與之、語二犬曰、我畜汝等者有年、思養宛如子弟、今與汝等、我有一言、汝等聽之、我今死於此、汝二犬一時噉其屍、莫令有遺骸者、以然者、我自少壯得謀武之譽、恥令爲僕謀所殺、寧死山中、國人獲屍見我屍、[illegible]、是我之大恥也、故若二狗噉我屍、二犬不啖、[illegible]耳而垂首、已一犬高躍、嚙僕之弓弦、一犬又躍、嚙喉而死、枚夫將二犬而返家、乃逐其妻及諸親屬曰、我因二犬得存命、自今立二狗爲我子、我之莊田資財、皆是二犬之有也、萬歲[illegible]後、不可斷絕、枚夫曰、鄉以爲子、付資財、今乳矣、前言不可渝也、便捨田貨律[illegible]、安千手大悲像、遂莫焉、[illegible]二犬、爲地主神、此像靈感日新、野火四面而來、[illegible]堂無恙、凡三度、桓武帝聞之、勅爲官寺、捨田數頃。

備前文明亂記に、文明十五年の冬、赤松播但馬朝來郡へ攻入らんとて、眞弓峠に到り垣屋勢に要擊せられ、赤松勢大敗の事見ゆ、但馬生野堺の事なるべし。

大川内(オホカフチ) 今寺前(テラマヘ)長谷(ハセ)二村の總名とす、生野川の谷間にして、粟鹿川內の西に並ぶ。風土記云、堲岡里、大川內、因大爲名、生楡杉、又有異俗人、卅許口、湯川、昔湯出此川、故曰湯川、生楡杉黑葛、又在異俗人卅許口」と、今も寺前に大河の稱遺る、又異俗人さあるは、俘囚の徒なるべし、姓氏錄に神崎の川上に、日本武尊東征の時、俘囚の蝦夷を安置せられ、其子孫佐伯部と稱したる由見ゆ。

寺前(テラマヘ) 今寺前村と云ひ、銀道東驛なり、鶴居と生野の間驛とす、此より西小田(ヲダ)原を踰え、宍粟郡安積に至る凡四里半、因幡に通する便あるを以て、山中と雖、旅客貨物、

福湊を見る。

笠形山　粟鹿の東、川邊瀨加の北に聳ゆる高峰なり、多可郡野間谷山戸村に跨り、海拔一千五十米突、山容富士に類似するを以て、播磨富士と稱せらる、粟鹿の犬寺其西麓に在り。

川邊鄕（形屋）　和名抄、神埼郡川邊鄕。○今川邊村瀨加村是なり、埴田鄕の南にして、神埼川の東岸とす、川邊の大字形屋は鶴居村の停車場に近接し、一小驛を成す。
風土記云、川邊里、此村居於川邊、故號川邊里、品太天皇、狩於勢賀河、（中畧）砥川山、彼山砥、故曰砥川山、至于星出狩殺、故山名星肆。（砥川星肆今詳ならず）

瀨加　今瀨加村と云ふ、川邊村の東、田原村の北にして、一山谷を占め、多加加西の郡界に接す、此邊の山中所々に石灰を產出す、本郡の一物產とす。
風土記云「川邊里、勢賀河、品太天皇、狩於此川內、鹿多、約出於此遏殺、故曰勢賀」云々と、又康正二年造內引付に「二貫文、西南院、播州世賀庄段錢」とあるも此なり。

高岡（神前山）　是は風土記に見ゆる里名にして、今の福崎村、甘地村、鶴居村にあたる、福崎の大字に高岡遺る、和名抄高岡なし、川邊鄕もしくは的部鄕に兼攝せられし如し、風土記云、高岡里、此里有高岡、故號、有神前山、奈具佐山。

鶴居（甘地）　今鶴居村と云ふ、粟鹿の西南にして、神埼川の西畔鐵道車驛とす、大字神前に神前山あり、風土記に「右所以號神前者、伊和大神之子、建石敢命、在於神前山、乃因神在爲名、故曰神前郡」と載す。○甘地は鶴居の南にして、川邊の西とす、今甘地村と云ふ。

福崎（奈具佐山）　甘地の南にして、田原の西とす、今福崎村と云ふ、鐵道直驛にして、辻川驛と市川を隔て、相望む、西は一嶺を踰ゆれば飾西郡鹿谷菅野の山谷に通ずべし、福崎の西北一里を高岡と云ひ、七種瀧あり、其山を名草山と稱す、風土記に「高岡里、奈具佐山、生檜不知其由」とあるもの此也、寺あり作門と名つく、峯相記に見ゆ。

山崎　今福崎村に屬す、神社記に神崎郡鎭守山崎明神とあるは、此にあるべし。

槻田鄕（長良）　和名抄、神埼郡槻田鄕。國郡考云、槻田鄕は風土記多駝里にして、後の長良莊なるべし。○今の田原村、八千種村、船津村、山田村等に當る歟、長良と云ふは、赤松記に「大永三年、但馬衆長良口より入り、長良の城に居陣候、ますいさんをも打破候」とある是也、（川邊鄕の南、染山鄕の北とす）又永良に作る、赤松一族に此氏號見ゆ。

多駝（御立）　風土記云、多駝里、右所以號多駝者、品太天皇巡行之時、大御伴人、佐伯部等始祖、阿我乃古、申欲請此土、爾時天皇勅云直請哉、故曰多駝、又所以云邑曰野者、阿遲須岐高日古尼命神、在於新次神社、造神宮於此野之時、意保和知、苅廻爲院、故名邑曰野、○今船津村に大字御立あり、多駝の遺稱なるべし、邑曰は大葵の義に通す、新次神は鷺宿村の竹坂山に鎭坐す、

八千軍　風土記云、多駝里、粳岡者、伊和大神、與天日槍神、各發軍相戰、爾時大神之軍、集而舂稻之、其粳聚成丘、一云其埋城處者、品太天皇御世、參度來百濟人等、隨有俗、造城居之、又其簸置粳云墓、又云城牟禮山、其孫等川邊里三家人、夜代英、所以云八千軍者、天日槍命軍、在八千、故曰八千軍野。

大貫　今八千種村の大字に遺る。赤松記云、文永三年に、方々に居申候、居形方一味衆入、淺野よりふくさきよりへ道をつけ、大貫つへの高みねと申山に陣取しを、浦上掃部助つめ候所に、但馬口より山名どの亂入候間、殺に和睦をあつかひ、浦上陣を引申す。

田原（辻川）　今田原村と云ふ、本郡の中央にして、郡衙を置く、辻川を驛所とす、姫路を去る四里、東に一嶺を踰ゆれば、加西郡北條へ二里とす、福崎停車場に近し。
嘉吉亂記、（書寫坂本村家に傳ふる所）但馬口への大將は山名性具入道の舍弟龍門寺、其勢一千餘騎、敵の大將は山名金吾、垣屋、久世後是四千五百騎、大山口に於て數刻難相戰、味方多打死、粟賀の合戰も其利なく、田原口二陣をすゑて、互に八月晦日辰の刻より及申刻合戰、赤松勢坂本へ引退。
田原に西光寺野と呼ふ空閑あり、謂ゆる邑曰野のかたみなるへし、田原神社は妙德山岩屋明神と稱し、地方の古祠なり、舊神宮寺と云へる供僧（天台宗）之を祀り、文殊大士を本地佛と爲しき。（神社記に本郡岩屋明神なし、立石明神あり）

（妙德山）　峯相記云、妙德寺者、大納言通鄕の息、慶芳內供の建立也、內供正曆二年田原庄有井村に一宿し、藥師如來妙德菩薩の靈夢により、此東山に伽藍を建つ、（徵考云、文殊亦名妙德、今世雖稱田原文殊、見之則異、設花表、榜岩屋大明神、蓋由其本地而稱焉）彼通鄕の妻は、一條三條兩帝の乳母なるに依り、御願に申成し、多寶塔讃州の土貢を以て、常行堂は土州の乃貢にて、三條院の第七宮覺照阿闍梨內供の弟子として、寺務始行せらる、至延慶二年炎上、寺僧諸方を勸進し、本の如く營造し畢ぬ。

登妙德山　　鐵兜

秋寒上我衣、白露浮晴曉、日出照嵐霏、藹々散林表、指點善見堂、峰巒卒翠繞、叩石躡危磴、攀松掣龍矯、線路通山門、叩竹穿窮窔、亂發紫香花、和鳴三寶鳥、群僧待客來、齋厨煙氣裊、芬甘烹紫芝、辛烈樣紅蓼、飯罷談正法、玄理入幽窅、顧我塵中身、日月何擾々、辭死百年間、一擲同壽夭、法海雖淵深、佛天易窺小、歷刼蜩無央、此心長悄々、稽首謝金仙、吾道庶可了、

鳥棲攻掠迹、過見實希少、夕風生密林、反景明衛宇、

蔭山郷

和名抄、神崎郡蔭山郷。○今山田村、船津村、豐富村是なり、後世蔭山庄と稱したるは、神東搗川以西の總名なり、○太平記に、延元四年、鹽治判官の郎等、判官の女房子供を具して、都を落ち、丹波路伯々部の宿より、播磨の蔭山にかゝりしに、追手の兵士に追付れ、主從最期の事を錄す、今も坂井と云處に、墳營埓さて其横死の事を傳へり、関迹と名つくる寺院あり、一說印南郡米田村の邊にも、鹽治の郎等塚ありと。又新編會津風土記所引の古文書に、文和三年三月八日、蔭山莊倉職見ゆ。

風土記云、蔭山里者、品太天皇御蔭、墮於此山、故曰蔭山、又號蔭岡、實除道及鋤、仍云磨布理許、此云磨布理今村（御蔭とは御冠をいふ、出雲風土記に見ゆ、磨布理今詳ならず）蔭山とは今豐富村大字御蔭の東北なる峰名なるべし、又御蔭の曾坂山に延喜式新次神社あり、曾坂の東に昆沙門嶽と云ふ岩洞あり。

甲岡　豐富村大字豐富の西、市川の畔にある孤圓丘なり、江鹿山とも曰ふ、甲太太神の社（神社記）を置く、風土記云、蔭山里、甲岡者、伊與都比古神、與宇知賀久牟豐富命、相闘之時、冑墮此岡、故曰甲岡。○按に伊豫國に神前郷の名あり、伊豫神社存す、風土記に曰ふ所と同しかるべし、宇知賀久牟豐富命の豐富は、後世村名に遺る、然れども古訓は止與保にして、止與止美にあらず。

（豐富）

的部郷

和名抄、神崎郡的部郷、高山寺本註、以久波。○今中寺村、香呂村なるべし、神埼郡の西南にして、高岡の南とす、風土記に「的部里、右的部等居於此村、故曰的部里」とあり、姓氏錄に「的臣、武内宿禰男、葛城曾都比古之後也」と見ゆ、的部は的臣の部屬なりしごとし、今中寺村の岩部は、的部の訛なるへし、又天龍寺古文書に岩部南條とあるも此歟。

（岩部）

寫以達磨一宗只在依禪定云々今修於外之宗插地而盡矣由此發小願將平生一鉢吉祿（播磨國的部南條）爲後來寄附天龍寺用充專好座禪者粥飯資宜隨收納多少功莫遺我願爲幸

貞治三年六月十五日　天龍寺長老

（光嚴法皇）御花押

風土記又云、的部里石坐神山者、此山戴石、又在豐穗命神、（宇知賀久牟豐富命と云ふに同し）故曰石坐神山、云高野社者、此野高於他野、又在玉依比賣命、故曰高野社。この石坐山詳ならず、香呂村の八葉寺山などにあたる歟。

中寺　今溝口土師等を合せ中寺村と云ふ、炭酸泉の涌出するありて、之を瓶に密封して、遠地に販賣す、此鑛泉は近年の發見にして、浴場の設未た完からず。○中寺の大字恒屋に柵原山あり、神社記の柵原神、峰相記の柵原寺は此とす。

香呂　（八葉寺）今香呂村と云ふ、中寺の南なり、矢田部、相坂、田野、中仁野、須加院等之に屬す、西嶺に寺あり八葉寺と云ふ、又南砥堀山に界して一谷あり、須加院と名つく。峰相記云、八葉山者寂心經始の砌也、賀茂忠行の男、陰陽道を出て家に入、姓を改慶保胤と云、寬和の頃出家、當山に別入、其地勢を見、山は八葉の靈瑞を表したりとて、正暦年中に堂舍建立、殿豪強に過美を好まず、樓閣略儀を存す、三條院御願の詔書を被下、彼寺自稱云、恐當國御願寺始。

明治三十二年、香呂村相坂の狐塚（柏尾と云ふ山林の東端）を發掘す、高三間直徑七間の古墳、其形狀圓く盛土より成る、頂上より堀下げ、四尺にして銅鏡（徑四寸一分五厘）を得、其北偏より銅鏡（一寸二分徑）又現る、而も遂に棺槨の埋藏なし、棺は木製にして朽ちし歟、或は棺槨を造らず土中に尸體を委置したる歟、土器陶器もなし、（考古學會雜志）又疑ふ銅鏡のみを埋藏したるもの歟、獸骨多く現出したりと云ふ、人骨の事なし、不審。

須加院　今香呂村の大字なり、其院と云ふは中世某家の私田にして、倉院を置かれしに由る歟。延喜式田川神社此地に在り。（神祇志料）○此地瑞雲山常福寺より瓦經を發見したることは、諸書に散見し、世に拓本を傳ふ、その瓦經拓本識曰、寛政己未年、播州神西郡須賀院村、瑞雲山常福寺、僧揚寺後山、得古版佛典、凡可五百片、表裡鑴字、側面記卷數有數、而多破碎、不可辨者、乃天養元年、極樂寺大法師禪慧所書、有願文十頁、詳其意云、末燈之時、以錐書之、甕埋積薪燒之、蓋是六百年前物云々。

大野郷

和名抄、飾磨郡大野郷。○今本郡に入り、砥堀村是なり、的部郷の北にして、飾磨郡枚野郷の北とす。

風土記云、大野里、右稱大野者、本爲荒野、故號大野、島宮御宇天皇（島宮とは草壁皇太子の宮號なり、然れども或は曰ふ此に島宮とあるは、志貴の二字を脱して、下文惠多の下に遺れりと）之御世、村上足島等上祖、惠多志貴、請此野而居之、乃爲里名。

砥堀　今仁豐野を合せ、砥堀村と云ふ、其西嶺は增位山嶺と分水界を以て相限る、風土記云、大野里砥堀者、品太天皇之世、神前郡與飾磨郡之界、造大川岸道、是時砥堀出、故號砥堀、于今猶在。○按に砥堀とは此地に砥石を産出すればならん、然れども神埼川此より平夷に就き、二分して流る、其西水を今船場川と呼び、砥堀とは此船場川の舊名にあらずや、通交爆註に「姫路城北有一水、由是分流爲二、徑城東西、西者接砥堀村、東者接小川村、由是按、古昔呼東水、曰小川、呼西水、曰大川」と註せり、東水は今の市川にして、即神埼川の幹流とす。

仁豐野　今砥堀村に入る、砥堀と須加院の間の地とす。○明治十二年、仁豐野村の人家近き處の山上より、甲を堀

出づることあり、其まはりに數多の田字形ありて、田字の一區に一字づつ天王日月の文字あり、金石索といふ書に載せたる周の世の鏡も、此甲と全じく、田字形に天王日月の文字あり、意匠相似たり。（讀賣新聞）

飾磨郡

（飾東郡）（飾西郡）

飾磨郡（シカマ）

印南神崎の西に接し、宍粟揖保の東とす、南は海に至る。大略市川の兩岸を飾東（シトウ）と云ひ、夢前川の水域を飾西（シサイ）とす、飾字は古書皆餝字を用ふ、後世分れて東西の二郡と爲り、正保圖之に仍れり、明治二十九年合同して其舊に復す、今姫路の一市は自立し、爾餘一町（飾磨）廿九村、人口十二萬、播州の中心にして、又大郡なり。

風土記云、餝磨郡、所以號餝磨者、大三間津日子命、於此處造屋形而坐時、有大鹿而鳴之、爾時王勅云、牡鹿鳴哉、故號餝磨郡。（此大三間津日子命は、孝昭天皇なるへし、皇蹟を觀松に、また御眞津日子と申す、其屋形と云ふは今姫路の西北城北村の大字に八代（ヤシロ）あり、屋形の轉名に遺れるにあらずや）古へは國府此郡に在り、餝磨市と稱す、其治所即餝磨津なり、近世は姫路を以て府中と稱す、〇飾東飾西の分別は何世よりにや、神社記峯相記共に東西に別ちたり、近代は飾東三萬石、飾西三萬一千石と稱したり。（峯相記に、近ころ飾東飾西の間に中條（チウゼウ）郡ありて有也と見ゆ、中條は其後亡び、其境域も知れず）

（中條郡）

革上（カハノカミ）

古驛名なり、今詳ならず。續紀「寶龜四年、播磨國言、餝磨郡草上驛、々戸便田、今因官符、捨四天王寺、以比郡田還授、驛戸由是不能耕佃、受弊彌甚、至是勅班給驛戸一」と、而て延喜式には「草上、驛馬四十四」とあるに因り和名抄草上郷の地かとも想はる、然れども草上は國府の西に密接し、驛家を置くべき地に非ず、草上は蓋カハノカミと訓み、市川以東の地とす、一説小川里なるべしと曰へり。

小川

風土記の里名にして、今の花田、谷外（タニト）、谷内の三村にあたるとし、花田に小川と云ふ大字遺る。風土記云、小川里、本名私里、右號私里者、志貴嶋宮御宇天皇世、私部之弓束等祖、田又利君、鼻留請此處、而居之、以後庚寅年、上大夫爲宰之時、改爲小川里、一云、小川自大野流、來此處、故曰小川。（田久利一に田々利に作る、諸例に多々良氏あり、小川は水流、市川の一名にも呼ばれしと知るべし、和名抄に小川郷なし、三野郷に併せらる）又云、小川里高瀬村、所以號高瀬者、品太天皇、登於夢前丘（イメサキノヲカ）、而望見者、北方有白色物、云彼何物乎、即遣舍人上野國麻奈毗古、令察之、申云、自高處流落水是也、即號高瀬（タカセ）村、（今花田村大字高木あり）我馬野（アカマヌ）、所以號我馬野者、品太天皇此野狩時、一馬走逸、勅云誰馬乎、侍從（オモトヒト）等對云、朕御馬也（アガミマナリ）、即號我馬野、是時立射日出處、號射目前（イメサキ）、弓折之處、即號檀（マユミ）丘、御立之處、即號御立丘（ミタチヲカ）（夢前、高瀬、檀丘、御立丘の地名今詳ならず）。

（引目前）

勅旨（チシ）

今小川、原田、高木等と合同して花田（ハナダ）村と云ふ、西は市川北は神崎郡とす。俗説、勅旨は書寫山修造の勅使止宿の處など云ふ、皆臆説のみ、古代の勅旨田の遺號にして、田制より起れる名也。

豐國（トヨクニ）

今谷外（タニト）村と改む、花田の東北にして、天川谷（アマノカハダニ）の谷口とす、風土記に「小川里豐國者、筑紫豐國（トヨノクニ）之神、在於此處、故號豐國村」とある地とす。（此谷を舊時谷保（タニホウ）内と呼へり、今二村と爲す）

八重畑（ヤヘハタ）

今山崎、大釜、小原の諸村と合同して谷内（タニウチ）村と云ふ、豐國の東北なる山中に在り、天川（アマノカハ）此に發源し、御着驛に至り印南郡に入る。〇風土記に見ゆる小川里の英（アガ）馬は今の大釜（オホガマ）にして、夢前（ユメサキ）は山崎（ヤマサキ）と訛れるに似たり、小川の條下を參考すべし。（神社記、餝東郡射目崎明神幷に吾馬負神と云ふあり）

（英馬）

三野郷（ミノ）

和名抄、餝磨郡三野郷、訓美乃。〇今四郷村に大字見野存す、御國野村も之に屬す。（風土記小川里も之に屬したる歟）風土記に「右號美濃里者、讃伎國彌濃郡人、到來居之、故號美濃、所以稱繼潮者、昔此國有一死女、爾時筑紫國火君（ヒノミラカヤ）等祖、（原注云不知名）到來復生、仍娶之、故號繼潮」と見え、此繼潮と云ふは、今絲引村の大字繼なるへしと云ふ。

（繼潮）

靈異記に濃於寺（ノデラ）あり「自幼時用網捕魚、而現得惡報緣、第十一、播磨國餝磨郡濃於寺、京元興寺沙門慈應大德、因檀越請、安居、夏内講法花經、時寺邊有漁夫、自幼迄長、以漁爲業、一見觀耕、家内桑林之中、揚聲叫號曰、炎火迫身、觀者來、其人雖言、莫近我、我頓欲燒、于時其親屬走寺、請求禪師行者、兒時良久乃免、其著袴燒、漁夫懐懼、詣參於寺、於大衆中、懺悔罪、改心、施衣服等、令誦經、自從此以後、不改行惡心、藤氏家訓云、昔江濃藤氏、以賣飼爲業、後生一兒、頭其是鷄、自頸以下方爲人形者、其斯之謂矣」濃於は野の延ひたるなれば、三野郷の寺ならん、此寺やかて國分寺なるへし、今も遺れり。

（濃於寺址）

國分寺（コクブ）

今御國野（ミクニノ）村に屬し、御着驛の西十町許、田野の中に在り、靈異記に見ゆる濃於寺蓋此とす、古の國分尼寺は詳ならずと雖、御着驛に德證庵と云ふ尼寺ありて、法華寺址にやと曰へり、又印南郡阿彌陀驛に國分寺東院址と傳説するものあり。名所圖會云、三野庄國分寺は牛寺（ウシテラ）とも云ふ、寺記に曰く南大門より奥院まて、南北二里、東院西院の間東西六十餘町とす、南大門跡は本寺より二十町南、見野本郷の二

御堂と云ふもの是也、奥院は八重谷の御音堂是也と、國分寺中世に退轉に及し、其後再建今のごとし、地底に大礎の殘りたる多し、牛塚と云ふは本寺の北四町許、壇(ダン)場山は本寺の西北に在立、或は霞ヶ丘山(カスミツキヤマ)とも稱し、實は古墳なり。(按に壇場山とは御着驛の西北にして、丘上樹生し、小祠を置く、或云國府の千壽は此前國造の墓なるべしと。

(國野)

御着(ゴチヤク)　今國分寺と深志野(フカシノ)と合同し御國野村と改む、此驛は天川(アマノカハ)の細流の東にして、印南郡別所村と連接接比す、地勢全く印南郡に彷彿たり、山陽道の間驛とす、名義詳ならず。

(深志野)

深志野は御着の北にして、赤天川の東とす、神社記に印南郡深志野賀茂明神と云ふを見れば、此天川以東は、舊印南の郡域なるを知る。

御着の驛家の邊は、古城の跡とす、此城は赤松一族宇野家の末、小寺氏の居也、大永の頃、浦上村宗正心の時、藤兵衞尉政職細川家の助力を賴み、御東郡高峰にて城擣して、三石城に押寄、村宗を追落す、政職は御着天川の城也、(古城記)一說政職の子則職、則職の子政職と云ふ、其比備前福岡より黒田美濃守職隆と云人來り、則職に仕へたり、落髪して宗圓と云ふ、此時姫路に城主なかりければ、宗圓父子(官兵衞孝隆)に預置かる、(黒田傳記)天正五年、織田氏の將羽柴秀吉、播州に入るや、小寺氏也走、黒田宗圓の書を御着城に迎へ、以て西近を徇ふ。

天川(アマノカハ)　谷内(タニウチ)の山中に發源し、豐國御着を經て印南郡に入り、曾根村に到り海に入る、長四里餘、赤松の一族に天川氏あり、又天川大年社は、御着の鎭守神也、

安相(アナコ)　風土記の里名なり、今絲引(イトヒキ)村及び八木、白濱、妻鹿等に亘たる如し、和名抄に用錯と記るは、安相の後名ならん。

風土記云、安相里者、品太天皇、從但馬巡行之時、薦道不讓御冠、故號為□□前、仍國造豐忍別命、被賜□名、爾時但馬國造、阿胡尼命申給、依此赦罪、即奉鹽代田廿代、後但馬國朝來人到來、居於此處、故號安相里、本名沙部云、後里名依改字二字、注爲安相里、

(仁壽山)

麻生山(アサフ)　國衙村大字見野(ミノ)の西なる山峰なり、此山は仁壽山(ニンジユ)と相連接し、平野に隆起して海島の狀を成し、市川其西北を繞り、四方の標的と爲る、播磨富士と稱せらる、其高凡百八十米突、峰頂に麻生權現と呼ぶ叢祠あり。

仁壽莊夜歸　　山陽

出林燈火後先明、寒散山莊夜向城、呼渡未來還自好、

停橈沙際聽溪聲、

奥山(オクヤマ)　今北原、溝口、奥山の諸村を合せ絲引(イトヒキ)村と云ふ、麻生山南の地なり、文政天保の頃、姫路藩の家老、川合寸之助道臣、奥山の別莊を轉して學校と爲し、仁壽山學院と號し、名聲當時に聞えたり、河合氏の塋存す。

長畝川(ナカウネ)　風土記に見ゆ、今詳ならず、(姫路の南郊に長畝(ノロチ)の字あれど異地とす)安相里、號長畝川者、昔此川生蒋之時、賀毛郡長畝村人到來、苅取蒋此處、石作連等爲奪相鬪、仍殺其人、即投棄於此川、故號長畝川、本文但馬國造阿胡尼命、娶英保村女、卒於此村、遂造墓葬、以後正骨運持去出去來。麻生山の東北より八木濱へ流るゝ芋(ヂカハ)川の古名にや。

(八家)(姫御前山)

木庭(キバ)　今八家(ヤカ)と併せ八木(ヤキ)村と云ふ、絲引の南東なる海村にして、印南郡界に接す、的形山の西麓に當る。

的形の南に續ける姫御前(ヒメゴゼ)山は本村の南屏にして、直に海上に屹立す、姫御前は高六十米突、横凡千米突に滿たざるも、其礫巖石露出して、特異の景色を生す、俗に御前濱と云ふ、東は的形の福泊なり。木庭の西南に白濱あり、貫まで鹽十濱をなす、此鹽田と村落の間に小江海を通し、漁舟の用に供ふ、其江口に蛭子(エビス)山と呼ぶ小墩あり、上に戎宮を置く。(木庭は後世木場とも書し、キバとのみ呼ぶも、昔はキニハとも呼びしにや、(木庭に

きにはといふ泊にて、雨のふりけるに、近き程によき泊あらば、すさばやといひけるを聞て、過ぎければよめる

をやみせぬ雨はかゝれどもきにはとまらぬものにぞありける、

きにはを出てまかるに、追風立てはしるによめる、

大舟の帆に揚て物を思ふには走るくぞ袖は濡ける。

木庭記(元文三年撰)云、木庭には、上古世にいまた家のなき時より住める者ありしにや、穴居せし跡あり、抑木庭は浦ならびより少し海に差出て、山あり、是木庭山、東へ續て姫御前、横山、權現山、又東北に離れて櫛咲堂山、笹山あり、笹山より北へつゞき、高藏山、宮山、向山とめぐり、其下に村里人家あり、木庭山の西へ四町離れて、小き島山あり、權現の沖(ヤカ)を蓬萊山と云ふ、木庭の鹽濱は慶長年間に開かる、夫頃濱の地の民用に切なる、合浦に珠玉を出すよりも貴し、其後元和寛永に至り益多く所々なり、又云姫御前山を茶臼山とも云ふ、其祠をかはらけ堂と云ふ(和田氏云、近年木庭の山所々に古墳を發掘し、種々の副葬品を獲たり、此地に古墳ある事は、木庭記にも、土器を往々掘出し、丹朱を容れたる瓶を獲たる由見えたり、木庭山姫御前の邊に、古穴の在るあり、云々)

木庭記又云「木庭の邊を總て椀神といふ、八家川は芋川の末にて、潮通し十八町小舟を入る」と、椀神を八家と同しくヤカと訓むこと、其義を知らず、播磨事略にも椀神爽と曰へり、(エビスに關係する古書無)

(椀神)

今白濱(シラハマ)村と云ふ、木庭の西にして、鹽田を隔てゝ相望む、民戸繁し、別當八幡宮(ベチク)あり、其舊供僧を八正寺と云い、神社記に別所八幡三所と錄するもの是なり。又其海濱を當濱と呼び、當國の歌名所とす。

(高松原)

松原(マツバラ)

「人知れずくるしきものと知りぬれど猶恨めしき濃(コフ)の濱

かな、(歌枕名寄傳中抄)
ほのかにも衒あふ事をたのみてや戀の松原しげりそめけん、(夫木抄)

(別宮)
峰相記云、松原別宮と申は、彼浦夜々光ありて、網の中に而一尺五六寸の朽木を引入しに、分明に八幡大菩薩と顯せたり、卽崇奉り利生擁護也、又云、天平寶字七年、揖保郡布施鄕に五足の犢子を生む、異賊大兵亂の由占申す、翌年新羅の軍船二万餘艘、當國迄責入て、家島高島に陣取、朝家驚て藤原貞國に的姓を給り、的を射通す將軍の宣下を被り、官兵を賦て追討す、魚吹津より出て發向、中の手國司飾磨郡司等、東の手は明石大領大和稱長宿禰等也、爰に大風吹て異賊七百餘艘海底に沈し畢ぬ、貞國は西五郡の大領と爲る、當時の御祈禱は大田寺、池上寺、蓮城寺、蓮花寺、川原寺、日而寺也、社には松原、魚吹、弘山那祇山八幡大菩薩也。(那祇山は揖東郡神岡に在り)

妻鹿

白濱の西、(麻生山の餘脈、白濱妻鹿の間にして、海に沒す)市川の河口、東岸の一村也。
名所圖會云、三野庄妻鹿に妻鹿孫三郎貞範の城址あり、貞範は赤松の幕下にして、文和の頃數度の軍功あり、人中の虎と呼ばる、天正中には黑田氏の居城と爲る、甲山城と曰へり。

周智鄕

和名抄、飾磨郡周智鄕。今詳ならず、風土記の安相里にして、緋引、木庭、白濱、妻鹿の諸村にあらずや、周智の地名は山城綴喜郡、幷に伊賀國等にあり。(高山寺本に周智鄕なし)

市川

源に生野川と云ひ、神崎郡に入り神崎川と云ひ、本郡に入り平野に就き、其幹流は妻鹿阿成の間に至り海に入る、一支は砥堀水上二村の間より西に繞り、姬路城下を過ぎ、飾磨町の西に至り海に入る、之を船場川と云ふ。(水源を去ること凡十五里とす)山陽道市川渡は、花田村と市殿村の間とす、市殿は古の國府市にして、仙水之を經由するを以て、市川といへり。

穴無鄕

和名抄、飾磨郡穴無鄕、訓安奈之。○今高濱村、飾磨町是なり、市川の河口西岸に阿成(高濱)の大字遺る、土俗訛りてあなせと呼ふ、飾磨の市街は其西に連接し、南方卽海なり。

(阿成)

安師神社

阿成の西なる松林中に在り、風土記云「安師里者、倭穴無神、々戶託仕奉、故號穴師」と、新抄格勅符に大同元年、穴師神戶は播磨國卅九戶とあり、名所拾遺云「阿成の逢川社は、大巳貴神を奈る」と亦是也、歌枕名寄「飾東郡穴無師惣社、一鳥居、昔日在逢松原」云々、里民今も阿成の松原を逢松原と唱ふ、本社の境內なり。

(逢松原)
戀ならたうらみてのみぞ過ぎしかざこよひ泊りぬあふの松原、(堀川百首)　　顯仲

飾磨

今飾磨町と云ふ、姬路の西南一里餘、其海濱に小港泊あり、津保と云ふ、防波堤を起し、燈明臺を置き、溝渠を以て市中に導く、又鐵道を布き、姬路に運送せしむ。(戶數千五百、津保の創築は弘化三年の事とす)

(津保)

(津田)
○飾磨津は古海驛ならん、萬葉集なる都田の細江又は思賀麻江と云ふも此なるべし、津田村は飾磨の西に存し舊記に津田牧と云へり、峰相記に津田阿那尚基と云ふ人見ゆ、細江の字は飾磨の町にも遺る。(飾磨父兜開に作る)

しかま津に鴨の聲こそ聞ゆなれ伊保の泊に鶴やなくらん、(名寄)　風吹けば浪の立むとさもらひに都多の細江に浦隱り居り、(万葉、播磨海淸幸印南野時の歌の中)

(思賀麻江)
思賀麻江はこぎすぎぬらし天傳ふ日笠の浦に波の立つ見ゆ、(万葉)
我戀はあひそめてこそまさりけれ飾磨のかちの色ならねども、(詞花)　たのまずはしかまのかちの色を見よあひそめてこそ深く成りけれ、(新續古)
名所圖會云、飾磨の津細江町に紺屋多くして、搗染の家法を相續のものもあるへけれど、今傳へず、按するに搗染とは幾度も藍に染めて、臼に入れ杵につくを云ふならん。

船場川

又御成川と云ふ、市川の支流にして、水上村の北(神崎郡砥堀の南)より分水し、姬路城の西北を經て、手柄山の東を過ぎ、飾磨の西に於て海に入る、一說に此川を雲見川と云ひ、古の飾磨川にして、風土記に大川と云ふに同しと、此說によれば昔は神崎川の末、其西水を本流とし、東水を支流とす、凡此岐分以南二里半の長さあり。

(飾磨川)
わたつみの海にいてたる思可麻河伯たえむ日にこそ我こひやまめ、(万葉)

龜山

飾磨の北なる村里なり、今分裂して飾磨町手柄村へ入る、龜山は風土記に伊和爨丘と云ふ地にあたるべし。

本德寺

淨土眞宗の大伽藍なり、龜山に在り、蓮如上人開基と云ふ、近代は宗印四百三十餘石の田祿を有し、本願寺門跡の子弟常に住持す。○名所拾錄云、本德寺の後亭の東所は龜山の跡とぞ、實如上人の子實玄を住持とせられ、池田輝政公の時、故有て西派と爲る。(此寺初め英賀に在り、英賀記幷に村翁夜話集に說あれど明了を缺く、天正八年より龜山に轉移す)

伊和鄕

和名抄、飾磨郡伊和鄕。○今龜山以北、手柄荒川二村なるべし、姬路市の西南郊にして、田畝井々たる平夷地なれども、手柄山を初めとして幾多の岡陵散布す、西は荒川山に至る。○風土記云、伊和里者、積幡郡伊和君等族、到來居於此、故號伊和部(伊和里は宍粟郡にもあり、彼地より移れる人々の住めりと云ふ義也)、又昭和に作る、近世の俗岩の鄕と呼び、東西に分てり。
又云、伊和里手苅丘者、近國之神、到於此處、以手苅草、

(手苅丘)(手柄)(栗山)(延末)

以爲行。故號手苅丘。一云、韓人等始來之時、不識用鎌、但以手苅稻、故云手苅村。(この手苅岡は、姫路より飾磨に至る街道栗山町の西に在りて、手柄山と呼ぶ、標高五十米突、圓形の孤立丘なり、栗山と云ふも、本其南なる岡の名なり、黒田孝高父子に仕へし栗山大膳利安と云ふは、此地の產と云へり、三和簡寮、栗山に在り)延末は今栗山、安田、飯田等を合せ、手柄村と云ふ、安田は赤松記に「赤松殿牢人の時分、安田の庄をば細川淡路守知行」とある地なり。

甲山は延末に屬す、田圃の一丘なり、元祿十四年、本多侯此に八幡宮を建營したり、此丘は正しく風土記に冑丘とあるものなり、甲山の東北を長畝と字す、又柄田と云ふも此邊とす、長畝柄田共に神社記飾東郡の地名とす。

(苫編)(陰和)(三宅)

手柄山の西、荒川村の大字に苫編あり、神社記に苫道に作る、古風土記に苫編と云ふ氏號あり、亦參考に資くべし。風土記又云、陰和里、三宅者、大雀天皇御世、遣人喚意伎、出雲、伯耆、因幡、但馬五國造等、是時五國造、即以召使、爲水手、而向京之、以此爲罪、即退於播磨國、令作田也、此時所作之田、即號意伎田、出雲田、伯耆田、因幡田、但馬田、即彼田稻收納之御宅、即號飾磨御宅、又云賀和良久三宅(この三宅は、今高濱村の大字なれど、其地は今の薦山の北にして、栗山に接比したり、風土記に陰和里出田の事あるに附けて想ひ合はすべきは、手柄岡の右、半邸は、田圃稍高、區畫井々として、方形を成し、古代の班田收授の法の行はれし此の、條里坊坪の制の遺れるやと疑はるゝ事是なり、尚考ふべし)

(船丘)

又云、大汝命之船、不能進行、遂以打破、所以號其處、曰船丘、曰波丘、琴落處者、即號琴神丘、箱落處者、即號箱丘、梳匣落處者、即號匣丘、箕落處者、仍號箕形丘、甕落處者、仍曰甕丘、稻落處者、即號稻牟禮丘、冑落處者、仍曰冑丘、沈石落處者、即號沈石丘、綱落處者即號藤丘、鹿落處者、即號鹿丘、犬落處者、即號犬丘、蠶子落處、即號日女道丘。(この十四丘は今姫路の四邊に散布する、島狀の小丘陵の起因を說ける鬼神談とす、其日女道丘は後姫路城本丸に當れば、伊和印達の二郷に渉れる記事とす、船丘と云ふは荒川村の井之口の南岡にあらずや、形狀相似たり、今此岡をすくひ岳と呼び、法輪寺と云ふ佛宇あり、又井之口の西に三峰高聳相次第する長岡あり、傍には神社あり、風土記の馬墓池と云ふにあらずや、今荒川神社を此に置く)

(荒川)(井之口)

陰和里船丘、北邊有馬墓池、昔大長谷天皇御世、尾治連等上祖、長日子、有善婢與馬、並合之意、於是長日子將死之時、謂其子曰、吾死以後皆葬准吾、即爲之作墓、第一爲長日子墓、第二爲婢墓、第三爲馬墓、併有三、後上生石大夫、爲國司之時、築墓邊池。

英保郷

和名抄、飾東郡英保郷、訓安保。○今市殿村の南部なる大字阿保、及び其東國衙村の大字北條、南條、野田などにあたる如し、姫路市の東南郊にして、市川に添へり、風土記に「英保里者、伊賀國英保村人、到來於此處、故號云」(高山寺本には英保を安母と注す)とあり。

國衙

古の國府の遺號なり、今國衙村と云ふは、姫路市の南なる大字北條南條等の地を指す、近代廣く國衙庄と曰へるは、姫路市、市殿村、手柄村等に渉れり。

北條

今國衙村と改む、此村に魑の人身御供と云ふ神事をすと、或雜說に見ゆるは、伊太代之神を祭りて、鵺と稱しゝ者ならん。(北條の西に、三左衛門堀と稱し、長十八町の溝存す、是は慶長年中、姫路城主池田氏、姫路より南方海洋に通ずる溝渠を造り、運漕に便せんと謀り、起工中途にして止みたるものと云ふ人あり、或は然らん。

印達郷

和名抄、飾磨郡印達郷、訓伊多知。○古風土記標注に「和名抄高山寺本、迎作印可從」とあるに因り之を訂正す、蓋伊和郷の北東に接する地にして、今の姫路市及び其東北なるべし、風土記云、因達里者、息長帶比賣命、欲平韓國渡座之時、御船前、伊太代之神、在於此處、故因神名、以爲里名」と、此地に兵主神の鎮坐しゝを知る、又同書に因達神山と云ふ名あり、神山即其鎮坐の丘ならん(今射楯兵主神社、其背後の山に在りと云へば、因達神山は即此所なるべし)

(因達)

射楯兵主神社

今姫路市の郭内、東南に在り、中世以來國府總社と混同し、相傳へて軍八頭總社伊和大明神と云ふ、風土記に印達里に伊太代之神ましますと云ふは本社なり、延喜式に本社二座并小と爲し、神社記にも飾東郡兵主明神ありて、大社の列にあらず、近世は總社に混同したるなり、國府の大祀と爲る、然れども之に因りて舊說を失ひ、種々の謬說を招ける如し。

(軍八頭總社)(總社)

按するに總社は諸國國府に皆之あり、國司が本國神名帳に載する諸社を遙拜せる所とす、此に總社伊和大明神と云ふは、(寬文五年姫路城主獻進の石燈表の文)總社の神名帳に、伊和大明神を首揭すれば其名起るのみ、後の人風土記延喜式の古書なるを知らず、伊和(兵主神に誤れし)射楯二神顯著の附會說を爲すに至る、又本社に九所御靈と云ふ神あり、是は又國に其例多き御靈社にして、本社に關係せず、(寬文國史、延喜二十四年、當國に御靈社なきこと見ゆ、京都には上御靈、下御靈、北野御靈等、歷代加へらる)此御靈は神社記に姫道天滿と云ふもの歟、市之郷には五所御靈と云ふぞ。(總社、近世神封百五十石、供僧を遍照院と云ひ、神主五代氏、禰宜田氏と曰へり。

軍八頭と云ふ事は、總社の祭始に、御頭と云ふ事にて、八は棒數なりと云ひ、當社舊記には其信雅記を引き、伏見院御宇、正應年中、當社祝部實命文云、大巳貴神

軍帥照八陽頭將也、一條院御宇、有丹州大江山之賊徒、追罸之祈誓、平均後、正曆二年六月、勅授正一位と曰へり、詭譎あるに似たり、抑兵主神を、古へ所在兵庫の鎮守として、建てられし事は、但馬國に其例あり、此なるも其兵主神に射楯神を合祭して二座とするのみ、軍八頭と云ふは奇怪に似たれど、亦中世以降の俗說なるべし。名所拾遺云、惣社中殿は空にして、九神勸請の傳有、天平寶字七年、伊和大神本尾山に□□、今□□山也、正曆二年、九所の御靈を祗祭る、同五年、宮の地に移し、養和元年、草上郷より五十猛命を勸請し、天正中今の地に移す。(此說採るべからず)村翁夜話集云、軍八頭云の額は、青蓮院尊□法親王御筆、延□同年松平家より納めらる。

惣社□向七頭人記(此書寬延の頃に蒐集せるものにて、傳本數種あり、信否不同)云、社司五代兵□□、宿村日代□村氏記等、或は師安元年□向きいふ、□□卿戸より勸請すとも、又本尾山へ天平寶字の比に迎座しますとも云、諸記一樣ならず、予六世□惣社に□□の□ありて、右の書とも傳來せしに、大方已の秋の洪水に散亂す、□の□を寫し置ぬ、惣社に七頭と云家有、志深に八氏と云者有、十二村の□八あり、先□事の□村は國府寺宿村㽞中なり、國府寺政所、是惣社の惣□人にて、志深政所とも申、次に南日代同名主、以上七頭人と云、永正の擾亂めいに南日代四名主あり、八氏の氏人は古記□失し、津田野竹中大竹など殘り侍る、置鹽屋形よりの彌文、

國府惣社諸祭禮、神前作法、社中可被相務、實□四□之式例者、七名當配當可有之候、警固其外□者、十二箇村々惣代可守固者也、屋形殿所被仰付如件、

永正元年正月

猶姫山城主より可被相達候

國府寺政所殿　宿村日代殿　㽞中村日代殿

津田野名主殿西坂戸名主殿大竹名主殿中村名主殿

案ずるに宿村は今姫路市の本町にあたり、㽞中は町名に遺り、共に内□の區域とす、津田野大竹は□□の區域とす、中村は□山の南にて今城郭内とす、西坂戸は中村の西より、又現存の古□□云、

播州飾東郡國府惣社□神大□主御屋形樣御目代名主地下人本願□重長源□秀久利元佐長久永正三天丙寅十一月十二日大工津田村内記石□九小工内記□□左衛門。

(塚辻道)

道辻(ミチノツジ)塚は道□神の祭壇なり、今惣社の境内に其祠を存す、昔市川の邊市之郷(イチノガウ)にありしと曰ふ。○今川了俊道行振云、播磨路(中略)それより南にあたりたる所を聞むしかば、しかまの里といふ、かち路は少し隔たれとも、河なみのうちに出たるけしき、遙かに見わたされ、何となく面白く、又いさゝか行すぎて、川の邊り近く、石の塚一つ侍り、是は神の坐ます所なりなり、出雲路の社の御前にみゆる、物のかたち□一ツ二ツはへりしを、何ぞと尋ねしかば、此道をはじめて通る旅人は、貴きもいやしきも、必ず是を取以て、石の□をめくりてのち、男女のふるまひのまねをして、通るをと申しが、いとかたはらいたきわざになん侍りしかな、誠や此神の本社は、程近き所の海の中に立給ひたるが、かやうにまなびはてる度毎に、御□いのるき侍るとなん、□になる事なるべし、傳へ聞く□世のみとのまくはひをうつす事の程ぞかしこし。

本朝世紀云、天慶元年、東西兩京、大小路衢、刻木作神、凡厥體像、彫刻男女、起居不同、臍下腰底、刻繪陰陽、構几案、拜□□、號曰岐神、又稱御靈、未知何祥、時人奇之。

姫路(ヒメヂ)　今姫路市と云ふ、人口三万二千、本州の都會なり、兵庫を距る三十四哩、岡山を距る五十五哩、生野津居山又は飾磨に通ずる支線鐵道あり。姫路は平野に位置し、城郭を抱きて、民家其四周に蝟集す、南方を繁昌の市街とす、西に船場川流れ、東南の二面は壕塁を以て街巷を圍む、鐵道停車場は南方郭外に在り、此地は古の國府の邑落にして、國衙莊の中とす、赤松氏の一族小寺此に居り姫山に築城す、天正年中に至り、小寺氏滅し、羽柴秀吉其形勢を視て、修造を爲し府中と稱す、後數氏を經て今日に傳へ、師團の兵營となりぬ。姫路市は、今俗大別して四區に分つ、城西を船場(センバ)、城南を内町(ウチマチ)、東偏を神谷(カミヤ)、北郊を野里と云ふ。

姫路城(ヒメヂ)　市街の中央を占め、東西各十町許、南北十一町、北邊七町、其以内を内郭とし、更に其中に就き、姫山(ヒメヤマ)に倚り壘壁を起し、太閤丸二丸等の曲輪を築けり、太閤丸は平地を拔く三十米突、天主閣在り、一名白鷺(ハクロ)城。

此城舊姫路山と稱したり、赤松貞範の創始、或は小寺相模守頼秀(赤松の庶流)の所築と云ふも、共に詳ならず、文明元年、赤松政則の諸臣の本州を復するや、政則を此に奉したり、政則後置鹽山(チジホ)に移り、姫路を執事小寺伊勢守豐職に附與す、其弟加賀守政隆、政隆の子則職、其子美濃守職隆(職隆は宗貫入道なれば本姓黒田、則職の養子なり)相継て之に居ると云ふ、則職又御着城に居る、(今諸書を参取して此條を述ふるも其詳實を得ず、但赤松家の復封以後は、浦上小寺の二氏兩立して屋形を補佐したる事は諸書一致する所あり、中に其的證は、赤松家風條々に、永正十六自大内殿來書あり、

浦上と小寺及鋪構之由其聞候之條云々　二月十六日

同御報、上野介殿より、

當國之儀、雖舊冬雖設候于今相靜候云々　四月十九日)

天正中、姫路城主小寺宗圓、其子官兵衛孝隆と欵を織田氏に通じ、終始志を變せず、遂に羽柴秀吉を迎へ、山陽

山陰両道を總督す。

黒田家譜記云、黒田美濃守は備前國福岡と云所の人也、若年の比播磨へ來り、小寺と申人を頼み、一僕の体にて五着と申所に被居候、次第に被取立、頓て家老職に備はり、子息官兵衛成人し、父子並ひに小寺の家を守る、美濃守年老入道仕宗圓と申たるよし及承候、問云、播州姫路の城は太閤様御居城に被成、於于今名城の聞有之、黒田殿城の由申り候、誠にて候や、答曰、如仰、姫路の城元は黒田の城にて候、其比は播州我々持に成、屋形赤松殿は有甲斐もなき時代なれば、時運により、他領を伐取時も有、又有時は五着の播隣近郷こまれ、難儀に及時も有、不運好運定に依て、姫路を僅のかき上城に構、黒田父子に侍共少々相添へ、一方を堅めさせけり。

天正八年、秀吉姫山に三重の殿主を揚け、城郭を修む、以て中國出勢の根本を托す、後舍弟小一郎秀長に附與し、又御舅木下肥後守家定を以て鎮將と爲す、慶長五年、江戸幕府、池田輝政を本州に封す、五十二万石、輝政姫路城に入り、八年更に備前二十二万石を加錫せられ、十五年に至り淡路六万石を増加す、（此に至り凡九十万石、五重の殿主を起し、城の内外を修理す、凡姫路城下の規模此際に成る）十八年、播州を長子利隆は、備前を次子忠繼に、淡路を三子忠雄に分封す、元和元年、利隆卒業六万石を四弟輝澄に、佐用五万石を五弟政綱に、赤穂五万石を六弟輝興に分封す、三年、利隆の子新太郎光政封を因州鳥取に移さる、備後本多美濃守忠政より孫政朝に至り、寛永十六年松平下總守忠明、慶安元年松平大和守直基、慶安二年松平式部大輔忠次、又榊原刑部大輔政房、寛文七年松平大和守直矩、天和二年本多中務大輔政武、寶永元年榊原式部大輔政邦、寛保元年松平大和守朝矩等更替しばしばなり、寛延二年より酒井雅樂頭忠恭、封十五万石以て近年に至れり。

日女道丘（ヒメヂヲカ）　今太閤丸（ダイカフマル）の地と云ふ、姫山に同し、古風土記に「露子落處者、卽號日女道丘」と云ふ、又日女道神の事見ゆ。後世に至るも、土俗の傳ふる所は、景行帝の苗裔的野、播磨大領明峯が妻富姫（トミヒメ）一名を尾姫を國府寺還の地主神として祭る云々、又太閤丸の鎭守姫神刑部神二座と云に附き、種々の奇瑞怪異を說せり。（名所圖會）按するに、姫山は神社記姫路刑部（オサカベ）大神播磨富姫明神の二社鎭坐せる所にして、姫路の本據とす、此神は慶長中池田輝政其渠にあたり、延享中松平氏奏請して正一位の位記を請する者とす、近年總社の境内へ移す、名所拾遺補案云、小刑部（オサカベ）神社は本丸に在り、八天堂（ハッテンダウ）と云ふ、祭神不詳。寶暦中、般若院長壁社出入記云、池田三左衛門様御入部之後、於御城色々奇瑞御座候に付、其節般若院住僧申上候者、古來御城内之地主、長壁（オサカベ）大明神之社頭御座候處、秀吉様惣社之内へ御遷被遊候段、言上候得者、三左衛門様御驚被思召、又新に御城内に御再興、其後御子様方數多御出生に付、彌以御信心被遊候。

（刑部神社）

姫路府中巡と云ふ書は、天正四年谷屋道海の撰と傳ふ、然れとも中に名所拾遺を引く所あり、名所拾遺は永良竹叟の名所記を、元祿中劍持清記の増補して撰集したる也、府中巡の一書も、元祿以後好事家の僞托して、舊府の變遷を說ける者のみ。○府中巡云姫山（ヒメヤマ）の地は往昔富姫の館舍にして、此山に康治二年道延和尚稱名（ショウミヤウ）寺を開基す、其後貞和二年、赤松貞範此に構を建、宿分院の五反高より山の下り口、惣家百計、其山の里又中の村と云、（名所拾遺云、姫山今の城山也、姫山と云る有様し、貞和の比、赤松貞範築之、天正年中秀吉公修補云々、姫路寺、本尊藥師、今の正明（シヤウミヤウ）寺、五軒屋敷と云所に移る）宿の本村より東南、高尾の宿、高尾より一町計西北に、長者屋敷有、藤岡と號す、名所拾遺に此屋の妻女云々（藤岡は風土記の夜丘に同しかるへし、今二階町の邊にあたる）

（姫山）（稱明寺）

峰相記云、府邊姫路に正學坊とて、天台宗の碩才有り、宗要の科文に就て、三十の抄を造り、姫路抄とて本山迄も依用也、日本義科の本書とす、又三大部に就て、六祖の所判に殘る所に料簡を加へ、三十帖の疏を造り、自作と稱し難き間、道蓮和尚と云付たり、皆と筆内々人皆知るが故に、播磨の道蓮と云けり。（按考拝に府中巡によれば、正學坊の跡を宿分院と云ふ、卽稱名寺に同し）○村翁夜話集に、姫路本丸の石盤（テウヅバチ）は正明寺の古碑にて作る、佛像を刻める下に、造立供養の旨白を刻みつけ「貞和二年歳次丙戌九月」とありとて北面を備けり、又正明寺に古文書多き由を云ひ、中に元弘三年の一書、

（前略）姫路山稱名寺者、當後白峰法皇御祈禱所、晝夜不斷念佛三昧行堀也、因茲以平野南北條、伊和東西以下、往古在廳別名、國衙御違止地所、被寄附之（下略）

又年號を缺ける一書、是赤松貞範の出董を明にす、

御交奉補示候、抑姫路稱名寺名田、平野北條、十一條十四坊十七坪一町、字江野田、是松別名事、去建長元年、國司土御門内大臣家、予時右近衛中將家、御廳宣、同留主所加賀前司施行、同目代右近將監竜在廳連署、建治二年院宣廳宣、目代在廳等狀、案文進候、非道之寺田之條、眼前候、將又寺根本寺人寄進之由、覺顯起中前司子息、都中五郎國利、其子豐前權守光利法名眞佛、當寺建立之間、建長二年廳宣、載文右近衛將監有法名光智、建治二年申下院宣候、後嵯峨法皇御菩提所候、今更爲道場寺之由事、無跡形不實候、且古今取山眼前候、且公文所文書分明之上者、不可有御不審之由、可有御昭答候、恐々謹言、

九月廿日　　光政（花押）

姫道時宗御中

姫路舊古　　領　山陽

五櫱城樓插晩霞、瓦紋時見刻桐花、袞州曾啓阿瞞菜、准嶺堪與臣朔家、何限昔時隨背指、興蕃今日扼喉牙、猜思經暑山陰道、北走丙州路作叉、

播州道中　　失名

四馬踏春西播路、壯心何所探花行、停鞭須問英雄跡、烟雨中懸白鷺城、

船場　姫路市の西部、市川の分流以西、景福寺山藥師山の下なる閭巷を云ふ、(センバの名は大坂にもあり、せり市の義歟)船場川の名之に因る、寛延二己年、此分流洪水、市民四百餘の溺死ありしとぞ、眞宗東派の別院本徳寺あり、元和三年創立、今の佛殿は享保三年建營、姫路第一の巨構とす。

藥師山　景福寺山の西なり、名子とも云ふ、藥師堂あり、近年山を開きて公園と爲したり、頂上に御岩と呼ぶ神石あり。

群鷺山　今嵐山とも、増位山とも云ふ(名所拾遺)昔は増位山隨願寺出井村に有しが、其後大正元年山之井の嵐山に移され、十三年此に居りしことあり(享保三年姫路領書留)寛延中、城主松平氏景福禪寺を山南に遷つ。

(山井)

長彥山　姫山の西にあり、雄青山とも男山とも云ふ、今八幡の祠有り、夫木に「播磨なる長彥山の」云々とよめり、(名所拾鐵同補按)群鷺山の東北とす。

箕丘　是れ風土記に見ゆる小陵なり、今山之井の櫟宅山と云ふもの是なり、長彥山の西とす、近年此邊に水尾大年社を建つ、射楯兵主社は舊此に在りて、風土記に因達神山と云ふも即此歟、(享保三年姫路御領書留に、秩父山は英賀の家人、秩父八左衛門之に居りければ、舊名水原山を改め、秩父と云ふとあり)

(秩父山)

藥師山の下なる龍野町より今宿に至る大路の左右に、丘陵四所散在す、其一を巫丘と云ふ、風土記に見ゆる甕丘は是かとも曰へり。

國府址　今詳ならず、蓋印達郷の地にして、今市殿村大字市之鄕國府寺より姫路市の東偏に至る域内とす、本府は和名抄「國府、在飾磨郡、行程上五日、下三日、管十二郡」と見ゆ、市之鄕とは蓋飾磨市の遺稱にて、枕草紙にしかまの市とある是也。

(市之鄕)

　織をのみ飾磨の市にたつ民のたえぬ思ひに身をやかへてん、(千載)

了俊の紀行には、飾磨の里と云ふ、亦同しかるべし、國府津と云は、國府の東にて、山陽道の津頭とす、市川の名稱もやかて國府市に起因す。

　はりまのこふに宿りたる時、杜鵑なさけれは、

　誰をかはこふわたりなるほとときす草のまくらにたびたびぞ鳴く、(忠見家集)

國府寺と云は、本府藥師の別名とす、昔志深と呼びたる地にて、藥師堂あり、國府にも近かりければ、此名出でたりと。○峰相記云、志深庄の國府寺の事、昔春尾姫君と申人坐き、宮を產み奉る、繼母此宮を大路に捨たりけり、旅人哀み懷き取り、父の宮に申したりければ、取上給て國土に立給ふ、御旅人を守に成されけり、我本の住所なりとて、志深にて國務を行けり、志深の國府とは此地也、何帝の世の事にや。○今國府寺は市殿村の大字に遺る、姫路市久長町の邊も舊國府寺と云へり、其藥師今普濟寺に傳ふとぞ。

(國府寺)　(志深)

府中邊云、市川の西に村有、古へ忍熊村といふめる、今百卅餘、中頃大市の市をうつし、市の鄕と改名す、おんくまの森有、此より巽三本松在る所、神名帳にのせ奉る松本の天神是也。○古の忍熊と云ふは、市之鄕の地にあたる、其忍熊と云ふ地名精研究すべし、神社記にも筒東郡牛窓明神ありて、牛窓は即忍熊を訛れるにあらずや、播磨には上古牛鹿の屯倉あり、此に牛窓忍熊とある、若牛鹿より出て、訛れるに似たり、後の考をまつ。(牛鹿屯倉の事は安閑紀にあり、宇自可氏と云ふは即其地に因れる稱とす)

(忍熊)　(牛鹿)

氏族志云、宇自可氏、孝靈皇子、狹島命之後也、針間宇自可氏(古事記作牛鹿)臣姓貫于右京(姓氏錄、針間播古事記)陽帝時、有畫工正宇自可臣山道(續日本紀)朱雀帝時、有左近衞番長宇自知友(將門記)一條帝時、有畫色長、宇自可春利、三條帝時、有番長宇自可吉志(小右記)皆其後也、其族有春庭氏登氏(登氏撰文德實錄)仁明帝時、右京人宇自可臣良宗、賜姓春庭宿禰(續日本後記)文德帝時、正七位下宇自可臣武主、改姓登朝臣(文德實錄)。

平野鄕　和名抄、飾磨郡平野鄕、訓比良乃。○今城北、水上の二村是なり、姫路の北なり。平野の大字は城北村に屬す、風土記云「枚野里、右稱枚野者、昔爲少野、故號枚野、又宮岡、所以稱宮丘者、大汝少日子根、與日女道丘神、期會之時、日女道神、於丘備食物、及宮器等、故號宮丘」と、此宮岡今知れず。

(枚野)

野里　今保城西中島と合同して水上村と云ふ、船場川保城の北にて御堀川より分岐すれば也、保城は伊賀國に古代に作るものと同名とす、野里に慶雲寺と云ふ禪刹あり。

(保城)

野里は姫路の北に接し、民戸連續す、故に今大字は市區に編入せらる、鑄物師多し、謂はゆる播磨鍋の遺習とぞ。(近世又甲冑工あり)

　名にし負へば秋のうちにもはりまなべ再びにらる月を見るかな、(職人歌合)

近世野里に芥田五郎右衛門と稱する鑄物師あり、累代の名家にて、殊に仁安二年の藏人所牒を傳へしたり、此藏人所牒は集古文書に收められ、有益の古簡とす。

白國　今水上村と改む、増位山の麓とす、風土記に「枚野里、新羅訓村、昔新羅國人來朝之時、宿於此村、故號新羅訓、山名亦向」とあるに據れば、増位も舊名新

瑠訓山と曰へり。

新羅明神社（シラクミヤウジンシヤ）　白國の四宮の神是なり、新羅明神と稱す、〔播磨國風土記〕三代實錄、元慶三年、白國明神授位、延喜式に列したり。一説、有る所は國分寺とも云ひ、又廣峰の牛頭天王を新羅より勸請し此に留住し、後北野廣峰に移せりとも曰ふ。新羅社記に白國大明神（四宮）の外に、白國を主神とし、白國大明神、白國佐伯明神あり、大年佐伯二祠は今存す。播陽記云、四宮白國大明神、吉備に開化天皇第一の姫宮と、或は賀茂大明神の餘流とも申、鳥羽院御宇に本僧稻田御神有き、御寄進中に、女躰の神人出現して、播磨白國の神田を日代に押領せらる、返し給ふ可由を申て失給云々、按考曰、廣峰神官相傳、白國者新羅也、往昔新羅牛頭天皇、行幸新羅、而歸朝之時、少時此地坐焉、故曰白國。

白國の西なる池端の邊に、龜井寺（カメヰ）址あり、是は峰相記に山下中納言の子、如意信師の開きたる寺、安和年中炎上の後、再興なしと曰へり。

増位山（マスヰサン）　白國の北偏にして、標高二百五十米突許、廣峰の東にして、神崎郡砥堀山の西とす、一に増井にも作る、山上に隨願寺あり、山下な谷に古墳あり、是は延暦中隨願寺の開基、其師の骨を傳へ、姫路の俳人千山に讓與す、千山此に瓊塊を建てて、之を埋めたり、寶永中の事とす、近年此に落葉を蔵り、室居を營く。

隨願寺（ズヰグワンジ）　増位山の上に在り、天台宗、道乗法師の弟子法等の開基と云ふ、本尊藥師、中世には播州に有勢の大坊たりき、清延暦寺の別院ならん、行基大士經歴修行の地とさて、其像をも祀る、天正十三年再興し、近世は姫路城主榊原氏の墓所を寺中を置く、舊寺領百八十石。峯相記云、増位寺、行基僧正建立、其後延暦年中、御願に再興す、延暦二年、刺史藤原信見、七間講堂を造る、治承中に流人正親七日參籠、夢の告有て、鐘音を遂く、寺中の御燈最も講堂、此寺を先として、書寫山以下勤仕す云々、實に元亀元年、洪水、堂塔損傷せるに依て、寶寺を白國山に移し造る〇（播磨鑑云、古へ増位寺は出井村に在り、白國山に移り、後又姫路城西に移したることあり）〇長門本平家云、治承元年、式部太夫章綱は、播磨國明石に流されける、増位寺と云靈佛の靈地に參籠して、都歸の事を祈申けるに、夢想に

昨日迄岩間を閉ぢし山川のいつしかたゝく谷の下水。

廣峯山（ヒロミネサン）　増位山の西に並び、標高三百餘米突、山勢北方に連綿して、神崎飾磨の郡界を成す、山中に神祠あり、即祇園牛頭天王の根本にして、素盞嗚尊を祭る。（舊神領七十石）

廣峯神社（ヒロミネ）　今城北村大字平野に屬す、平野白國兩所より登るべし、俗に廣峯天王と云ふ、此神貞觀十八年僧圓如に託りて、京都八坂に移りたまひ、卽祇園感神院を建つ、祇園天王之より大に著れ、公私の崇敬も厚かりき。享德四年、祇園社領目錄に「播磨國廣峯社公用里方公事物」云々とあれば、本社は中世以降八坂感神院の所屬たりしを知る、今所有の社殿の攝末社の數等、大略感神院に同じ。三代實錄「貞觀八年七月、播磨國無位素盞嗚神、速風武雄神、並授位」と見ゆ、此素盞嗚神は廣峯天王にあたるとし、廣峯天王は、天平五年、吉備眞備唐國より新羅を經て歸朝したる時、吉瑞に感じ途に此に祭ると、（峯相記・社內傳）吉備眞備、新羅の俗亦牛頭天王を祭り、其神我素盞嗚尊に同じきを知れば也。（山城ノ坂神社參看）

廿二社本緣、祇園社事、此云感神院、播磨の廣峯より遷坐す、牛頭天王を號也、太政官符云、應以觀慶寺爲定額寺事、字祇園寺、在山城國愛宕郡八坂鄉地一町、檜皮葺三間堂一宇、檜皮葺三間禮堂一宇、安置藥師像一軀、觀音像二軀、二天像二軀、二王毘沙門一軀、大般若一部六百、神殿五間檜皮葺一宇、天神婆利女八王子五間檜皮葺禮堂一宇、右得山城國解稱、故常住寺十禪師傳燈大法師位圓如、去貞觀年中奉爲建立也。

伊呂波字類抄、牛頭天王因緣、自天竺北方有國、其名曰九相、其中有園、名曰吉祥、其園中有城、其城有王、牛頭天王、又名曰武答天神云々、其父名曰東王父天、母名曰西王母天、是二人中所生王子、名曰武答天神、此神王沙竭羅龍王女、名曰薩迦陀、此爲后、生八王子、從神八萬四千六百五十四神也。

平田氏曰、武塔はタケアキラの神と訓べし、其は延暦內宮儀式及延喜神祇式に、塔をば阿良良岐と云ふとあれば、其訓を假り、荒氣の義に用ひたる也、詳は牛頭天王辯に見ゆ。

釋記云、備後國風土記曰、疫隈國社（エノクマ）、昔北海に坐し武塔天神、南海神の女子を與波比に坐て、（中略）此則祇園社本緣也、三所者、武塔天神者素盞嗚尊、少將井者號本御前、奇稲田姫也、南海神之女子者、今御前也、祇園寶殿下、有通龍宮穴之由、古來申傳也、北海神通南海神女子之道、符合哉。〇峯相記云、廣峯山の事、利生揭焉に、靈驗佳重なる間、白國御周歩を運び、崇敬他所御旅にも劣らず、昔靈龜二年、吉備大臣入唐、所學十三道、殊に陰陽を極奧とせり、天平五年歸朝、當山の麓に一宿し給へり、實に夢にも非現にも非、貴人出來て、我吉丹の家を追出され、蘇民が爲に助けられて流人と成し已來、居所定らず、汝と本朝にて値たりしも[illegible]、追來云々、卽當山に崇奉る牛頭天皇是也、數年を經て、平安城移立時、東方守護の爲に、祇園荒町に勸請し奉云々、然は當社を以て本社と稱すと。〇集古文書所收、「暦仁元年、廣峯社守護代沙彌願西が解狀に「當山者天子本命之靈地、際而殊勝之社壇也、運歩之人、所願成就、致志之輩、武運

圓滿、家親父坂高弘朝臣、任當州守護代、預御明之利生、多年國務之間、被停止當社山上坂本、守護使入部事」云々とあり。○又本社に大別當昌俊、建武の兵亂に武家方に屬したる軍忠狀を藏す、廣峰の祠官は此後歷世赤松の麾下と爲り、兵事にも干與し、武士の列に加はれり、天文永祿の頃、廣峰新四郎あり、其神西郡永良合戰に軍功の事、亦感狀に見ゆ。

廣峰社大別當及太郎昌俊申、去五月廿五日、播州兵庫濱合戰之時、屬御手大將四郎致□、捨身命及散々打物之間、雖被切昌俊甲左右吹返、討取之、則令持參左馬殿御前、（中略）建武三年七月日、（西行雜錄）

可令早停止、祇園本社播磨國廣峰社、東西坂元良井溝手之內、守護使幷甲乙人亂入狼藉事、右任去十一月廿日御下知、可致沙汰之狀如件、

延慶元年十二月廿日　越後守平朝臣

此文書村翁夜話集に見ゆ。

平野明神（神社記）今存す、亦廢寺址あり、峰相記「平野東西兩院、東元明天皇御願、西嵯峨天皇御願也、東院如形相殘、西院亡絶、瓦石居相殘」云々と見ゆ、又「當國禪院の始めは、永仁の末の比、東福寺門徒潛溪圓、平野に法覺寺を造立」とも見ゆ、皆廢す。

平野

今大野伊傳居八代と合同し城北村と改む、白國の西とす、高爽の地にして、廣峰山の脚下に當る、其民家の上に接する山腹に塚穴石槨古墳散在す、平野の東數町に人見塚ありしが、近年兵營を此に起されしより、其境內に入り削平せらる。（又平野より廣峰に登る路東に、御夷穴と稱する洞穴ありて、儼然たる石棺石槨の制を見るべし）

人見塚址

平野の東、白國池の南にして、明治三十年此に兵營を建てられ、墳丘削平せらる。人見塚の東北二三町の田間に、石槨の壞崩したる石材あり、之を二塚と呼ぶ、又東南四五町の田間に平塚と云ふ陪塚あり、白國にも古墳ありて、嘗て祭器を發見せり、人見塚の西に竝び、長者屋敷と云ふ隱塚あり、廣千坪許、明治二十九年の冬、其地に一洞穴を發見す、長六米突、幅五米突、表土の下約一米突に潛在し、其壁は檜木角材を以て之を疊む、頗堅牢なり、底は切石を排列し、皿壺（素燒）卒塔婆等を洞中に獲たり、又文字を書せる木片を見たり、俗說に昔長者あり此に住し、塚は其葬所なりと、或は云ふ長者旅人を剽掠し、洞中に之を殺す、是は其塋見の所なりと。さて此古跡に就き、

（長者屋敷）

播磨万寶智惠袋云、平野に長者屋敷あり、保元元年の頃當國府邊は、池田殿の領分なりしが、飾中庄の家司の息辰太郎、幼少怪力あり、家を出で、諸所にあばれ、小鬼と名のる、後には多くの女を置き、人見塚にて旅行く人を止宿せしめ、夜なくおもりの石をかけて殺しけるとぞ、其血にて衣を染め、之を血衣染又播磨染と名つけしとかや、守護人も辰太郎に手をかけず置ければ、近村を押領し、百二歲に死す、子女八十七人。播州鑑云、白國村より六町未申の方、小廐長者屋敷の西に人留の岡あり、人見塚と云ふ、高一間二尺廻り五十二間。播陽事始□□考（以上の三書共に寶曆年中の撰修とぞ）云、長者屋敷、人見塚、廣嶺山の麓に在り、昔此處に惡物あり、往かふ男女を人見塚の上より見て、捕へ來り之を殺し、其血を以て衣を染め出す、之を飾磨の搗と云ふと傳へたり、然れども褐染は褐衣なり、附會の說用ふるに足らず、

人見塚は完好の古墳なり、面積八畝に渉り、正圓形にして傾斜三段を成す、其頂より三間餘にして埴輪の列樹遺り、尙傾斜三間半にして一段を成し、更に三間半にして平地に就く、其盛土は二間許の高さはあらん、蓋此塚は坡面に築きたれば、前方より望めば高三尺許、後面より望めば一丈五尺に餘れり、埴輪は第一列の半圓弧のみ遺り、第二列なる樹物は散亡したり、今削平崩壞にあたり之を檢するに、砂礫を敷きて墳上を葺きたる跡歷然たりき、又土中に曲玉管玉劍（三振）直刀（三振）鏃（二本）青銅鏡（一面徑四寸一分）及祝部土器の破片幷に朽木の發見あり、是等皆頂上より四尺許の土中に在り、然れども遂に棺槨骨骸の埋藏なかりき、鐵片は甲冑の破れたる者とす、又塚の半腹に近世の石塔婆幷に火葬人骨の發見あれど、後人の所爲と知られたり云々。（人類學雜誌）

草上郷

和名抄、飾磨郡草上郷、訓久佐乃加三。○今の高岡村の東部、幷に安室村にあたるごとし、姫路の西北とす。

草上は風土記に巨知里草上村とありて「號草上者、韓人山村等祖柞巨知賀那、請此地而墾田、時有一聚草、其根尤臭、故號草上」と述ぶ、風土記の巨知里は夢前川の川上より、御立（今安室村）今宿（今高岡村）までの地を籠めたるに似たり。

峰相記云、安室郷高岡西原に草上寺あり、慈覺大師八講始て行ひし寺なり、石居計殘り、同所の內昌樂寺は巨智大夫延昌が寺なり、天人他木を交へず誘所なく一夜の中に方四寸なる小箱の內に極樂の變相を造り顯し、數十躰の佛像樹林幡蓋等を彫り顯して委細也、徵考曰、山吹野有草上寺跡、今宿村有昌樂寺。

草上は又延喜式に見え、驛名とす、賀古と大市の間にして、驛馬四十四とあり、然れども續紀に草上とあり、且地理を按するに、國府の市川の東に一驛を要す、賀古より此に至る四里とす、而て國府の西大市まで二里、此間は置亭の要なし。或は今宿の名に據りて、高岡村を驛址と云ふは、附會採るべからず。

高岡

今宿の蛤山に高岳神社あり、延喜式の官社にして、辻井兵主社の西數町とす、因りて今宿手野

(今宿)の二村を合同して、高岡村と云ふ、然れとも今宿は舊草上郷にして、手野は餘部郷の域とす、今宿とは中世山陽道の間驛たりし歟、國府と大市驛の間とす。

辻井(ツジヰ) 今田寺(タデラ)御立を合同し安室(ヤスムロ)村と改む、姫路の西北に接する郷村とす、近世此地の行屋(ユクヤ)明神を以て、延喜式射楯兵主神社にひきあて、姫路なる同社は此より勸請したりと說く書多し、然れども神社記に飾西郡行屋明神と、飾東郡兵主明神は明白に分れ居れば、毫も混亂すべき謂を見ず、但し行屋社も分神は兵主に同しき歟。

安室(ヤスムロ) 中世の庄號なり、太平記に見ゆ、今の曾左、辻井、高岡の邊まてかけて呼べり、辛室郷を改めて安室と爲すとも曰へば、本來曾左の郷名なりしを、後に至り轉したるごとし、今辻井を安室村と呼ふ。(大字御立(ミタチ)は風土記に「巨智里、大立岡者、品太天皇立於此丘、見地形」とあるものあたるべし)。

辛室郷(カラムロ) 和名抄、飾磨郡辛室郷。今詳ならず、風土記云「韓室里者、韓室首寶等之祖、家大富饒、造韓室故云」と、高山寺本和名抄に「辛室、今改安室」と注したり、之に據れば書寫山の邊、今の曾左村にあたるごとし、書寫山も是等富饒の韓人の開基にや、凡此邊、草上郷、巨知郷皆韓人の居れる地とす。

書寫山(シヨシヤサン) 姫路の西北一里半、夢前菅生の二川の間、一山脈の南端に隆起す、高三百七十米突、南麓より登ること二十餘町にして山頂に達す、圓教寺此に在り、殿堂房舍數十宇、山谷の間に布置す、近年山中稍荒廢、寶庫燒失す。○書寫は方俗ソサとも唱ふ、名所拾錄云曾左(ソサ)山は書寫山の舊名とつたへり、素盞嗚尊彼の峰に擬したまふに依り號すと、しよしや、そさ、音韻の習によれば同じ。(曾左)

圓教寺(エンキヤウジ) 書寫山に在り、性空上人の開ける台教の道場にして、古來著名の寶刹とす、殊に性空は花山上皇の歸依を辱くしたるより、後人追仰して巡拜靈場の最と爲す、(花山上皇、性信に逢ひたまふこと、古今著聞集に見ゆ)近代寺領八百三十石。

、近來、播州書寫山中、有性空上人者、誦法華經爲事、寂寞不休、天台源公、聞其高行、遠尋相見、緇素結緣者、寔繁而有徒、予傳見諸讃聖德詩、顧身甚恨障礙多緣未得頂禮、今綴拙什、聊結緣、

中書王

宿鷲山中坐禪師、一乘蓮華能憶持、掌底鐵針出胎日、(出胎手拳、父母怪開之、有一鐵針云々)經中白米絕糧時、妙文暗記眼猶誦、法力冥薰貌未衰、虱去都應身淨潔、禽馴只爲慕慈悲、雖欲同代聞來久、更恨終年面拜遲、縱使眼前無見我、猶勝耳外不知誰、豈非今世述君美、便是當來讃佛詞、再拜西方遙寄語、慧光早照我愚癡、

扶桑略記云、寬弘四年、書寫山聖空上人入滅、傳云、沙彌性空者、東京人也、父從四位下橘朝臣善根、母源氏、十歲始就師、受讀法花經、廿七加首服、後年從母到日向國、三十六遂出家、籠霧島、讀誦日夜、後到播磨國飾磨郡書寫山、造一間草庵住之、結構卑微、以爲蔽衛、以紙爲衣裳、山禽野獸、知心無機、馴而自至、每及齋時、前後群集、胸間肌膚、雕顯阿彌陀佛像、代々宰吏、及當國隣國道俗、無不歸依、南北名僧耆德、洛中公子王孫、賢者識者、感德行、聞異聽、往々尋行、頂禮結緣、出家以降、一心誦經、六十年矣、有客對談、答一二言、如有所思惟、花山法皇、長保四年三月、爲重結緣、密命仙駕、聞上人行狀記之、予時地震、蓋是異相歟。○釋書云、性空、永延二年、至書寫山、結庵西洞、漸創精藍、號圓教寺、長保四年、寬和上皇、入山幸爾、勅延源闍梨、圖空像、幷紀行業。

書寫觀音堂(シヨシヤクワンノン) 圓教寺に在り、西國巡禮第二十七番の札所とす。○釋書寺傳志、書寫山圓教寺、如意輪像者、性空法師庵居之初、傍有櫻樹、一日天人降來、讚禮作偈曰、稽首生木如意輪、能滿有情福壽願、亦滿往生極樂願、一切衆生心所念、空斫其枝、就其根株、造如意輪大悲像、長一尺五寸、命安鎭行者刻之、於時異鳥翔集、其音似賀、又殿下濤泉涌出、病者飲之乃愈。

太平記云、元弘三年五月廿七日には、主上(後醍醐)播磨の國書寫山へ行幸成りて、先年の御宿願を果され、諸堂御巡禮の次に、開山性空上人の御影堂を開かるゝに、年來秘しけるものと覺えて、重寶ども多かりけり、則ち當國の安室郷を御寄附ありて、不斷如法經の料所にぞ擬せられける。○豐鑑云、天正六年の春、秀吉又播磨の國に赴きしに、軍勢尚少ければ、信長へ使を立て兵を請てこそ寄せめ、その中いつくか便よからん所にこそあらんと、小寺氏に問れしに、書寫山こそ僧坊も多く、粮以下に富る處なれば、彼寺の僧どもをやらひやり陣所に定め、信長の助待給はんにはしかじと答ぬれば、さらばとて書寫山へ登りぬ、寺僧ども思ひかけざれば、あわて身一辛うして逃まよひぬることいへば更なり、寺僧に咎なし、殺まじきと堅下知し給ひけり、一條院の御宇、永延二年に、性空上人この山を結界の所にし、觀音をあがめ、居常の燈かゝげ、かくめでたき靈地也。

峰相記云、圓教寺、貞永中に俊源上人と云て、中興の人坐き、毘沙門天の法成就の人也、勅許を蒙り、料所申寄せ、諸國を勸進し、講堂を二階七間に作改め、文曆年中、九條殿下道家御願、五層五間塔を造る、寬元二年、二階十五間食堂を改造る、其外十間樂屋鐘樓改造る、寶治二年、後嵯峨院餘部庄を寄附して、五種妙行を理教院にて始て被行、(書寫山記云、理教院建立者、二位法眼覺性也、修明門女院兄、大兄覺首爲當國々務、以此緣、西坂本立屋、後嵯峨院爲御願)弘安年中、一如意輪堂八間に造

改。文弘元年三月雷火、講室食堂常行堂等燒失、同三年後知元造改、後醍醐天皇遷幸の時、安室莊被寄付、將軍又丹後國志樂庄被寄進、當時山上繁昌、佛法人盛也、又云、仁治寛元の比、書寫山淨雲坊と云住侶有り、求法の爲に渡海、在唐十餘年、天台道教法師に逢ひ、淵底を極め唐書百餘卷傳來、歸朝後和漢兩朝の年紀相合して、甲子曆と云一卷の文を造て、天下に流布す。○圓教寺には性空の影像、并に行業記（華山法皇の詔旨により、巨勢廣貴描、具平親王撰文、藤原行成書）を至寶とせり（此影畫は近年寶庫火災に燒失したりと云ふ）又長元四年一和尚致圓の十二條起請文、寬弘七年官符（中に曰く「此寺故性空興立之砌、累代宰吏歸依之庭也、其創前司藤原朝臣季孝、結緣上人建立法華堂、花山太上法皇寬和二年臨幸、聖人建立御塔一院、爲法皇御願」云々）また後白何法の御札あり、銘云

法華護摩二千餘箇日行人

南無平等大會法華經　承安四年四月三日智證門人

法華讀誦二万二千八百餘部者　阿闍梨行眞

坂本（サカモト）**城址**　書寫の南麓に在り、赤松滿祐の居りし所と云ふ。○古城記云、餘之者（アマリ）坂本の堀城（ホリ）は、滿祐入道性具構成に築り、書寫に名城を築き、堀の御構と云ひ、一國の諸士是を敬ふこと、秋草の風になびく如し、此時大樹義教公、滿祐が權威を惡み、所領を沒收して、一族越後守（貞範の子と云ふ實は四世孫伊豆守貞村にあらずや）に下さるべき沙汰有しかば、滿祐之を恨み、西洞院に御成を興行し、酒宴最中に、大樹の御首を打落し、一族郎從と共に播州へぞ歸りける。○坂本村民の傳ふる嘉吉亂記に「嘉吉元年六月二十六日、書寫坂本へは赤松の一族馳集、軍の評定有之、所詮備中國井原（キハラ）の武衛を尊敬して、不日に遂入洛、一家天下の執權をすべしとて、典廐を迎奉、號御所、東坂本定願寺に移し奉る、八月廿一日、京都須磨より播州路へ入り、人丸塚に陣取、海上は兵船二百餘艘、廿四日、赤松勢人丸塚に押寄、其後但馬口備前口口々破れて、一手になり坂本に落集り、人馬を息め、一戰して勝利を得へしと相待所に、其夜廐牛十疋計突合けるを、山名金吾寄たりと、取物も取敢ず、木山城（キノヤマ）へ引返す」云々。享保三年姫路御領書留云、西坂本村の午の方一町、古城跡、長七十四間橫四十八間、右城主赤松滿祐入道性具。

置鹽（オシホ）　今置鹽村と云ふ、書寫山の東北にして、夢前川の谷に在り、神西郡香呂村の西、嶺背の地とす、大字置本（オキモト）、宮置の北を町（マチ）と字す、即赤松氏の據れる小塩城の城下町とす、今民家僅々の聚落のみ。

小鹽（チシホ）**城址**　夢前（ユメサキ）川の東畔なる峻嶺にして、屏立凡三百五十米突、嶺頂東西に彌延し、自然の隍塹を成す、是れ赤松氏の故塁なり、藤丸とも云ふ。

嘉吉元年、國主赤松滿祐、將軍義教を弑して敗死し、將士皆離散す、足利氏本國を山名持豐に與ふ（この間凡廿五年）應仁の亂、滿祐の從孫政則、細川勝元に屬して故封を復し、姫路に居る、尋て置鹽（オシホ）に移り之に住り、同族別所則治をして三木に居しめ、東播八郡を管し、小寺豐職をして姫路に鎭しむ、永正十七年、政則の嗣義村、其臣浦上村宗に弑せられ、封疆日に蹙まる、享祿四年、義村の子晴政、村宗を誅して故地を復し、置鹽に居る、子義祐に至て國勢日に衰ふ、天正五年、織田信長、羽柴秀吉を本州に封し西伐せしむ、義祐の子則房款を納れ、小寺政職備後に奔る、別所長治獨り秀吉と相抗する四年にして亡ふ、秀吉則房を阿波に徙し、一万石を給す、慶長庚子の亂に、西軍に應し敗死し、其祀終に絶ゆ。

赤松記云、永正十七年、小鹽に雜說出來、とかく御隱居被成可然とあつかひ、同十一月御曹司樣七才の御時、浦上掃部助村宗に御渡し候、十二月廿六日の夜、公方樣（義晴將軍）御ともにて小鹽御のきなされ、明石の奥にはし谷と申所に、衣笠五郎左衞門館にて御年を召れぬ、（隱居は義村にて、曹司は晴政なり）其後天文七年、小鹽山に屋形御座の時、雲州尼子政久は伯州より當國へ亂入候、弘岡どのをはじめ國衆少々尼子に一味し、小鹽も御ふまへがたく候て、淡路へ御のきあり、（晴政初名政祐、淡路脫走の後又歸國すと雖、置鹽の屋形威令行れずして止む）

古城記云、嘉吉の亂に赤松一門滅亡し、伊與守義雅の孫千松丸、九歳にて江州に忍び、成長して次郎法師丸を生む、長祿の比、中村小四郎の忠義により、次郎法師丸父祖の舊料赦免の上、細川の下知に從ひ、應仁二年五月、播州姫路に下向し、山名氏と戰ひ打勝、置鹽山に新城を築き、赤松の枝葉再び榮ゆ、松泉院と謚す、二世は政村（義村とも云ふ七條家の末政資の子）執事浦上美濃守が嫡掃部介村宗を後見とす、然るに政村村宗確執起り、政村は室津へ隱居す、三世晴政（政村の子）相續の後、村宗政村入道宿印を弑す、晴政大に怒り村宗を討つ、四世義祐、家運衰へ備前宇喜多直家の幕下と成、五世則房の時、浮田も毛利の幕下と成り、赤松家大に衰ふ、秀吉公征伐の時、則房も置鹽を開き、後義貞に阿州加島一萬石を宛行る、元弘二年、圓心蹶起より、天正八年迄、凡二百四十七年、十世とす、今享保乙丑に至り、百五十六年。

享保三年、姫路御領書留云、藤之丸古城跡、高百五十間のりなし、惣廻三十二町、本丸廿二間五十五間、二之丸廿二間廿三間、（本丸より东の方一段下り）三之丸廿四間廿六間、右赤松左京大夫政則、應仁元年始て置鹽の丸城を築く。○村翁夜話集云、置鹽の中村松安寺に、五輪塔三基あり、赤松晴政一門の墓と傳へ、銘字あれど明瞭ならず。

巨智鄉（コチ）　和名抄、飾磨郡巨智鄉、訓古知。○今置鹽村、鹿谷（カヤ）村是なり、即夢前川の谷にして、南北數

里、[illegible]を合る、風土記[illegible]、右[illegible]、[illegible]名、右[illegible]大[illegible]丘」とあり、和名抄[illegible]上三[illegible]の地に當たる、今[illegible]大字[illegible]の傳あるは、[illegible]年、[illegible]上氏[illegible]ある私[illegible]。○氏族志云、己知氏、田目命主政子胡亥之後、播磨風土記、[illegible]、林[illegible]貝[illegible]道、

鹽田（レキダ）　今[illegible]村の大字なり、[illegible]泉あり、[illegible]泉にして温度は[illegible]六十度を保ち、火力を假りて[illegible]に供す、此[illegible]を去る一町許小[illegible]ヶ谷に又一泉あり、前泉に比すれば温度[illegible]低し、[illegible]は[illegible]たり、姫路近傍唯一の温泉なるが故に、夏日は[illegible]群集すと云ふ。（姫路の北三里半）

鹿谷（カヤ）（前荘）　[illegible]の北なる山村にして、夢前川の源とす、前之庄、新庄、山之内等の大字あり、前荘（マヘノシヤウ）は[illegible]郡辻川より宍粟郡山崎に往する山路に當り小驛とす、赤松家建立の[illegible]寺あり。享保三年、姫路御[illegible]云、前野庄村天神山古城跡、高二十一間のりなし、惣廻六町、本丸より北へ下り東西へ谷あり、二九よ南に方一段下り、右赤松家大河内播磨守満則[illegible]、同[illegible]、[illegible]、新五郎[illegible]、繁廣[illegible]と云、[illegible]治世の[illegible]。

（賀野）風土記云、賀野（カヤ）里、右[illegible]野者、品太天皇巡行之時、此[illegible]殿、仍張蚊屋、故號加野山、川之名亦與里同、幣丘者、天皇到[illegible]此[illegible]、[illegible]、故號幣丘、（賀野は和名抄に見えず、[illegible]に併入したるならん、山城國[illegible]野交替、養和元年[illegible]國賀屋荘とあるも此歟、又新[illegible]會津風土記に收むる安[illegible]文書には「文和元年九月、賀屋新庄合戦、十二月於同荘退治新田金屋凶徒畢」云々と見ゆ）

雪彦山（セツヒコ）　鹿谷（カヤ）村大字山之内（ヤマノウチ）の北境にして、宍粟郡に[illegible]り、夢前川の源此に出づ、[illegible]の東北を[illegible]山と云ふ、[illegible]三[illegible]の室[illegible]とす。[illegible]は元亨釋書に見ゆ、曰、玄[illegible]出家、專持法[illegible]、有[illegible]、入[illegible]雪彦山、[illegible]、以充食、雨降日[illegible]、不[illegible]、不着鞋、時々[illegible]、不[illegible]、[illegible]日食一栗子、[illegible]、[illegible]終乃[illegible]山中、[illegible]法[illegible]（近世この山中の明神を、鹿谷權現と云ふ）

菅生鄕（スカフ）（筋野）　和名抄、飾磨郡菅生鄕、訓須加布。○今菅野村と云ふ、鹿谷の西なれど、別渓にして南北三里許、其菅生川は手野に至り、夢前川に會流す、風土記に「菅生里者、此處有菅原、故號」と見ゆ、大字菅生（スカフ）澗（マ）、護持、筋野（アサノ）等あり、前庄より筋野を經て、宍粟郡安志山崎に通ずる山路あり、菅生の[illegible]寺は書寫山性空の一時住止したる所にて、[illegible]記に見ゆ。

餘戸鄕（アマルベ）（漢部）　和名抄、飾磨郡餘戸鄕。○今余部（アマル）村是なり、高岡村大字手野（テノ）も之に屬せることとし、菅生南にして、辛室草上の西とす、風土記に漢部里と云ふに當る、曰「漢部里、右稱漢部者、讃藝國漢人等、到來居[illegible]此處」とあり、此漢はアヤと訓み、讃岐に阿野郡あるに想合すべし、而も其あやべを和名抄に餘戸に作る事頗疑ふべし、丹波桑田郡にも漢部鄕ありて、後の余部（アマルベ）村にあたる、然らば漢字はアマとよむべく、（漢河をアマノカハと訓む例によりて）古へは漢土より歸化の蕃人をアマとも呼べるに似たり、[illegible]の恐なきにあらねど、錄して後の補正をまつ。但餘戸は此に於て戸令義解に見ゆる別里の義にあらず、和[illegible]渠にも餘戸は別里なるべしと云はれたれど、疑[illegible]なきに非ず、蓋和名抄の餘戸余部は海部漢部を混同し、戸令并に風土記の隨便[illegible]置の別里餘戸をのみ指すにあらず、されば同書高山寺本に「不入斑田謂之餘戸」と[illegible]されたり、不入斑田とは法外荒[illegible]の部民に、墾田の私有を許し、班授收勤せざるを云ふ歟、類[illegible]國史、弘仁七年[illegible]、[illegible]之[illegible]風[illegible]、[illegible]之[illegible]、不[illegible]田[illegible]、[illegible]後[illegible]、今[illegible]等、[illegible]化年久[illegible]、[illegible]六年已上者、從收田租、十三年、當時國[illegible]（中略）[illegible]化之徒、儲有可悉、宜[illegible]公戸、[illegible]、[illegible]武紀、天平二年、大宰府言、大[illegible]國百姓、[illegible]國以來、未曾班田、其所有田、[illegible]田、[illegible]、不[illegible]改動、若[illegible]、恐多[illegible]、於是[illegible]不動、各令自佃焉、是は[illegible]人の例なれど、海部漢部にも其例を引けるにや

飾西（レキサイ）　今余部村に屬する小驛市なり、姫路の西北一里餘、林田山崎に通ずる大路にあたる。名所圖會云、聖徳太子に仕へし余川[illegible]は、此余部庄を領有したるが、其[illegible]に至り、事につきて鎌倉に[illegible]す、月夜に川[illegible]我を忘れて笛吹きしかば、[illegible]公之を賞せられ、播磨の古里[illegible]寺へ返したまふ、[illegible]寺は[illegible]寺と云ふ、今は飾西[illegible]の人家の後に[illegible]堂のこれり。

手野（テノ）　飾西驛の東南十餘町、夢前の左岸に在り、風土記に手沼川と云ふは、夢前川を指す。風土記、漢部（アマルベ）里[illegible]野者、品太天皇、巡行之時、以[illegible]指此野、勅云[illegible]者、宜造[illegible]及[illegible]田、故號[illegible]野、今改號多志野、所以[illegible]比野者、品太天皇、從山方幸行之時、從臣等自海方參會、故號會（アヒ）野、所以稱手[illegible]（チヌカハ）川者、品太天皇於此川、洗御手、故號手沼川、生年魚有味。

夢前川（ユメサキ）　二源あり、一は雪彦（セツヒコ）山に出て、[illegible]村を過ぎ、書寫山の下を經て手野に至り、別源菅生川に合ひ、夢前岡を過ぎ、南[illegible]賀に至り海に至る、長凡八里、古名手沼川と云ひ、今或は書寫川、青山川とも云ふ。

青山（アヲヤマ）　今余部村の大字なり、山陽道の驛路之に係る、近世は青山より太田[illegible]に向ふと雖、昔は大市に向へりと云ふ、

(稻岡)

青山に夢前岡あり、其東畔を流るゝ河水に青山川夢前川の名あり、射目埼明神鎮坐す、是は三代實錄、貞觀十年、射目埼神授位とある官社歟、然れとも市川の東小川里にも射目埼ありし事、風土記に見え、名所拾錄には青山の夢崎なる社を稻岡神と曰へり、神社記に稻岳太神とあるもの是也、且神社記に射目崎明神を飾東とせば、此なる社は官社にあらず。

わかれてもぬるとはなしにわか見つる夢さき川を誰に語らん、(忠見家集)　うつつにはさてもいはずば播磨なる夢前川の流れてもあはむ、(夫木)

和田氏云、青山の西坂に近年陶器窯址と想はるゝ地を發見す、近時謂ふ所の祝部土器の類、地上土中滿布に散在す、古代の窯址なりやと。

御井隈

今詳ならず、一書に青山驛の小丸と云ふ岡(飾[illegible]稻岡)にやらんと云ふにつけて此に係く。雄略紀云、播磨國御井隈人、文石小麻呂、有力强心、肆行暴虐、路中抄劫、不使通行、又斷商客艖䑧、悉以奪取、兼違國法、不輸租賦、於是天皇遣春日小野臣大樹、領敢死士一百、並持火炬、圍宅而燒、時自火炎中、白狗暴出、逐大樹臣、(其大如馬)、大樹臣神色不變、拔刀斬之、即化爲文石小麻呂。峰相記云、文石小麿云々、私云、射目前明神に是の如き子細あり、若し此山の變化なる歟。

麻跡

今詳ならず、風土記に見ゆる里名也、余部の南なる八幡村などにあらずや、風土記云、麻跡里、右號麻跡者、品太天皇巡行之時、勅云見此二山者、能似人眼割下、故號目割。

英賀郷

和名抄、飾磨郡英賀郷、訓安加。○今英賀保村及び濱田村(高濱とも云)是なり、[illegible]飾磨町の西にて、夢前川の河口とす、一書に英賀は顯宗紀に見ゆる餌香市なりと云ふは大に非也。(餌香は河内國に在り)

(町之坪)

阿賀神社

今英賀保大字英賀に在り、風土記云、英賀里者、伊和大神之子、阿賀比古比賣二神、在此處、故因神名、以爲里名。三代實錄、元慶五年、英賀彥神、英賀姬神、並授位。

英賀の中濱に古城址あり、赤松の麾下三木右馬頭通近より、九代通秋まで相續の居館とぞ、三木は本國伊豫河野の末葉也、屬塞は町之坪山崎岡田飾磨津等に在り、(古城記播磨軍始)天正八年、羽柴氏の兵に攻滅せらる、赤松記に「永正十八年、英賀の今在家游淸院へ若君(足利義晴)御出、夫よりかた島の長福寺へ移し申候」云々と載す。

寬保三年、姬路御領寄留云、英賀山崎に太閤陣小屋跡、英賀亂の時、被爲指候由、町坪古城跡、四方堀跡あり、城主黑田兵庫頭、但し英賀と申在所、英加牧納井野休杷其外當代に、井野甚兵衛三木與一兵衞と申者、太閤西國御下向の時、御下知に隨不申に付、三木孫の城と英賀と兩を指、御成被候由、其時休杷病死仕、天正八庚辰年に候へ(按に英賀記に三木氏系譜あれど、此書留に合はず、英賀記は本九代間の記錄と稱すれど、後人の僞作にして、信憑すべき事實少し)

天正中西國寺宣久海道記云、廿六日室を乘船して、あかまて行、彼所に三宿なり、宿は猿屋源十郎、又井之口休兵衞尉あかと三木の間中作人也、彼は淸加と云(中略)彼所より十八町ありやうのつほと云要害あり、小寺與五郎、又海路の用害に小寺官兵衞尉城主なり、播磨のこふなり、惣社に少休、又官兵衞尉しかたと云所まで案內者添る、しかたの堺殿まで引合をする、阿伽より三木まで十一里、其間に六神塚と云ふ所有、山以有、三日前に山伏喧嘩して、雙方相果す、以の外の氣遣なる惡所也(宇和郡舊記)

(伊刀島)

家島

飾磨津の西南、揖保郡室津の南に在り、今家島村と云ひ、本郡に屬すと雖、古は揖保郡に屬せり、家島を大とし、其傍に小島數多あり、明石海峽の西、小豆島の東北十數海里の間に散在す、風土記に群島の總名を伊刀と呼へり、揖保郡伊刀島、諸島之總名也、品太天皇、立射目人、於飾磨射目前、爲狩之、於是自我馬野、出牝鹿、過此阜、入於海、泳游於伊刀島、爾時翼人等、望見相語云、鹿者既到就於彼島、故名伊刀島。

家島は室津の南七海里、面積三分之一方里許、東北に向ひ一灣あり、宮浦と云ふ、人口三千二百、此港は狹小なりと雖、島峰三面を包み、風波の憂なし。家島神社は、延喜式、揖保郡名神大と注し、今宮浦の天神鼻に在り、土俗白髭明神と云ふ、續日本後紀、承和七年預官社とも見ゆ。

家島は名にこそありけれ海原を吾戀きつる妹にあらなくに、　稻日都麻、うらみを過ぎて、とりじもの、なつさひゆけば、家の島、荒磯のうへに、打靡云々(万葉)

延喜式云、凡攝播磨國家島御馬、寄宜移國放、簡引三十疋、從官年十月、始放飼、來年三月牧取、其路次之國、各充使等食并牽夫、遞送(近世は此諸島に馬なし、男鹿島には山羊栖み、松島には馬を見たりとも云ふ、風土記、揖保郡浦上里の下に「家島、人民作家而居之、故號家島、生竹黑葛等」と係け、神島、韓荷島、高島の事を揭く)

坊勢島

家島の西南一海里に在り、面積家島より稍大なり、此島港灣には二島に分れ、其西部を西島と呼ふ、人口六百、坊勢港に住す、濱岸灣曲多し、頁好の錨地あり、南西に九二五呎の高峰を成す。○西島の西一海里餘に、院宗と名づくる岩嶼あり、坊勢の西南岸に接し、高島と呼ぶ岩嶼あり、更に其西南二海里に松島以下の六嶼あり、皆住民なし、又坊勢と家島の間にも岩嶼あり。

男鹿島（タンカ） 家島の東南に接し、一海里に及はず、島峰馬鞍狀をなして、六百呎の高きあり、島の南岸に小濱あるの外、自餘の地は上陸し難し、野生群棲す。是は風土記に「高島、高嶋於當郡島等、昔、品太天皇之世、韓船打破、漂度高島之南、船人死亡、乃埋其濱、故曰韓濱」とある、此とす。

神島（カミシマ） 男鹿の北、宇和島より正東に大島、鞍掛島（クラカケ）、神島あり、凡この四島は、家島の東十海里の間に連り一線を成せり、其最端の神島は、白濱の南にあたる。風土記云、神島、西邊在石神、形似佛像、故因爲名此神、顏有五色之玉、又胸有流涙、是亦五色、所以泣者、品太天皇之世、新羅之客來朝、仍見此神之奇偉、以爲非常之珍玉、屠其面色、堀其一瞳、神由泣、於是大怒、即起暴風、打破客船、于今過其處者、愼心固、或不言韓人、不拘盲事。

揖保郡

揖保郡（イヒボ） 飾磨の西、赤穗の東にして、揖保川幷に伊勢川之を貫流す、南は海、北は完粟とし、揖保川完粟に發源し、郡中を貫流す、今二町二十八村、人口九万六千、郡衙を龍野に置く。

(揖東郡)(揖西郡)

本郡は和名抄伊比保と注し、延喜式に揖保に作るは誤ならん、風土記に依れば粒丘より其名起る。續紀「延暦七年、揖保郡人佐伯直諸成」と云ふ人名見ゆ、高野山文書、壽永二年、左辨官符に揖東（イツトウ）郡福井庄とあるに據り、當時已に東西に分たれしを知る、拾芥抄揖穗に作り東西と注したり。明治二十九年、揖東揖西（イツサイ）を合併して、一郡の舊に復せしむ。(近世檢地七万四千石)

本郡萩原村は、針間てふ國號の起因地と云ふものあれど、詳ならず。上古針間別宗君（ハリマノアソ）あり、實に此地に居邑したまへり。安閑帝の時、越部（コシベ）屯倉を置きたまふ、亦此地とす。孝德帝の時揖保の郡を建て、其上游を分ちて宍禾郡と爲す。

大市郷（オフチ・オホチ） 和名抄、揖保郡大市郷、訓於布知、高山寺本、於保知。○今太市（オツチ）村是なり、延喜式に大市驛馬二十疋とあり、飾磨國府の西なる驛次とす、今も姫路より龍野に赴くもの、此地を經由す、風土記邑智に作る。邑智驛家、品太天皇巡行之時、到於此處、勅云、吾謂狹地、此乃大内之乎、故號大内、冰山、惟山東有流井、品太天皇、汲其井之水、而氷之、故號氷山、槻折（ツキオレ）山、品太天皇、狩此山、以槻弓、射走猪、即折其弓、故曰槻折山、此山南有石穴、穴中生蒲、故號蒲阜（カマチカ）至今大生。

(邑智)

峰相山（ミチアヒサン） 太市村大字石倉（イシクラ）の北峰にして、飾磨郡余部村打越（ウチコエ）の西北とす。往時此山中に鶏足寺と云ふ道場あり、一州の名藍なりしも、後世衰廢し、天正年中まで僧侶字を遺せしが、鄕民蜂起して之を焚毀したり、一說、衆徒羽柴氏の命に從はず、廢して亡ぶと云ふ、寺址今礎石堆を見るのみ、峰相又は峰合に作る。峰相記と云ふは、貞和年中、山僧の記錄にして、多く播州の舊事、佛神の緣起沿革、幷に武士亂民の狀態を述へたり、亦當國の一寶典とすべし、元祿中劍持某標注して刊本と爲す。

(石倉)

鶏足寺址（ケイソク） 峰合寺とも云ふ、峰相山に在り、此山太市村(大字石倉)伊勢村、余部村(大字打越)の三村に跨る、書寫山の西一里許、新羅王子の開創にして、貞觀中に及ひ早く頽破したるが、再興の後又衰へ、貞和中已に微々たり、天正中に及ひ、全く廢墟と爲ると云ふ。

(峰合寺址)

扶桑略記云、村上天皇御代、有僧其名空也、播磨國揖穗郡峰合（ミチアヒ）寺、有一切經、空也數年披閱、若有難義者、夢有金人、當寺之。○峰相記云、貞和四年戊子十月、參詣峰相山鶏足寺參籠、凡當山爲體、遠近里外、南閣遊蕩也、久遠古昔、法水東流最初也、三間四面本堂、千手千眼觀世音尊、九間二面常行堂、阿彌陀如來常住壇也、古昔神功皇后、三韓國攻給時、新羅國皇子王子取給、歸洛時、副將軍男貴尊、當國令留給、彼皇子王子預奉、王子當山登、草庵結、數百年經給、敏達天皇御宇、十年辛丑、對斤結構加、越路消息、一堂建立、皇子入滅畢、皇子語而行法、御頸法咒師是也、國事今二不絕、其後十八年、日中、長二丈五尺幡、寺内降下、以猶金玉爲所餝並分身也、其銘云通州金光明會所遣云々、其後佛法繁昌、僧侶多止住、神威殊其比、金堂講堂、法華堂常行堂、五丈鉾堂、鐘樓一切經藏、鎮守神九所社壇、五重塔二基、寶藏一字、僧坊三百餘、別院大市觀音根本寺、寺門搭谷、馬山丸屋等、七間九間僧房之間、大石鳥、瓦等所々多、今有之、貞觀比、漸破壞、其後大市寺中、有富貴輩、多止住、寶貨資財盛昌、幾程不經、市廛、其後天慶年中、伴大納言善男、當國流罪後、居所西川谷口有也、善男子孫等、純友追討勇士被加、軍忠當所申給、開發人領成、見凡敏達天皇已後、興廢度々改云共、年記等分明不成、空也上人數年當山、金泥法華經、延長二年施入、性空聖人一夏籠山、法華經一部、永承年中施入、兩聖筆跡、今有云共、寺塔破壞、幾堂一社六七坊相殘。○峰相記徵考云、大市鄕、峰相山鶏足寺者、及天正年中、六七坊猶殘、有故鄕民一黨、而堂社佛閣悉燒、別院觀音寺、根本寺有寺跡。

峰相記又云、當山稻根明神坐、昔當山鎮守九座一也、古老云、高嶺上、大磐石關、小水溢、今有也、崇神天皇御宇、香稻河本出生、即子細奏、香稻種諸國皆可種作云々、其以前山野自然生、人民分與定、乃貢備共、更此類非、當時國土流布香稻、悉此種也。○徵考云、今峰相山

西嶺、號風破壞、此所有大磐石、名爲龜石、岩中坎凹、水受五六斗、蓋此岩穴、香稲生焉乎。○按するに、播州神社記、揖東郡稲根明神あり、之を曰ふ。

伊勢 (伊勢川)

太市の北なる山村なり、峰相山の西麓にして、林田の東に一嶺を隔つ、東西狹く南北に長き溪澗を占む。風土記云、淡奈志里、伊勢野、所以名伊勢野者、此野毎在人家、不得靜安、於是衣縫猪手、漢人刀良等祖、將居此處、立社山本、敬祭在山岑神、伊和大神子、伊勢都比古命伊勢都比賣命矣、自此以後、家々靜安、遂得成里、即號伊勢野、伊勢川、因神名爲名。(姓氏錄云「衣縫、百濟國神靈命之後也、又云、漢人、漢人黑之後者、不見」伊勢都比古は伊勢風土記逸文に據れば、建御名方神に同じ、今この村に其社あり、伊勢川は、太市太田寺原を過ぎ、網干に至り海に入る、長五里)又云、稲積山、大汝命少日子根命、在於神前郡埴岡里生野岑、望見此山云、彼山者當置稲種、即遣稲種、積於此山、山形亦似稲積、故號曰稲積山。(稲積山今詳ならず、峰相の稲根神を參考すべし)

林田郷

和名抄、揖保郡林田郷、訓波也之多。○今林田村是なり、風土記に據れば、舊名淡奈志と云ひ、伊勢村も之に屬すべし。

林田里、本名淡奈志、所以稱淡奈志者、伊和大神、占國之時、御志植於此處、遂生楡樹、故名淡奈志。(標注に曰ふ、淡奈志は梨の一種にて、味の淡きゆゑ名づくめり、今按ふに、楡は楨の誤りにや、兵衛式にカラナシとよめり、是は俗語にクワリンと云へば 上代淡梨と云けむ、猶よく考ふべし) 松尾阜、品太天皇、巡行之時、於此處日暮、即取此阜松、爲之燎、故名松尾。鹽阜、惟阜之南、有鹹水、方三丈許、與海相通、去海卅里許、以礫爲底、以草爲邊、與海水同往來、滿時深三寸許、牛馬鹿等嗜而飲之、故號鹽阜。(松尾岡鹽岡共に今詳ならず、殊に其鹹水と云ふものは、後世變易したるにや、今此邊に潮泉のあるを見ず)

感懷　　鐵兜

春爲江戸府、秋爲浪華城、令我氣常短、何人心太平、
小邦雖獨立、幼主待扶行、不寐度幽夕、一燈昏復明、

林田 (上構)

大邑なり、近世は建部氏の陣屋ありて、一万石の治所とす、林田川は宍粟郡安師谷に發源し、此地を經て余部村に至り、揖保に入る、長十里。

林田陣屋址は大字上構に在り、元和三年、建部三十郎政長以降、近世に到る、政長の祖内匠頭高光は、江州の人、織田豐臣二氏に歷仕し、金穀の事を掌る、父光重攝州尼崎の郡代たり、高光幼弱にして父職を承け尼崎に居り、大坂冬夏の兩役、東軍の命を奉し功あり、乃林田一万石を封せらる。

祝田神社は延喜式に列す、今林田村吉殿山に在り、伊和大神の子、玉帶比古大稲男豐稲女の二神を祭ると(風土記神祇志料)

松山

今林田に屬す、昔豐臣氏の年寄、衣笠氏此に居りしが、浦上離叛の時、長門守村氏は村宗の姪なりければ、浦上に同心し、遂に松山を退轉すと。

上岡郷 (神岡)

和名抄、揖保郡上岡郷、訓加無都乎加、高山寺本、加無乃乎加。○今神岡村是なり、林田の南に連接す、風土記に據れば、本林田より分割したる郷里とす、林田川村を貫流す、西は小宅越部と一丘を限る。

上岡里、本名林田里、菅生山邊、故曰菅生、一云品太天皇巡行之時、開闢井此岡、水甚清寒、於是勅曰由水清寒、吾意宗々我々志、故曰宗我岡。(今大字岡井あり、井に因む)殿岡、造殿此岡、故曰殿岡、岡生栢。

中井

今小宅村に屬す、神岡の南林田川の東畔に在り、古の上岡郷の中ならん。

即事　　鐵兜

瀧々飛泉脚底聞、一林杉雨接松雲、香城隔在秋山外、
路自薔薇花外分、

小宅郷

和名抄、揖保郡小宅郷、訓古伊倍。○今小宅村是なり、本書高山寺本、乎也計と注す、小宅北村と云ふ大字遺る(然れとも大字中井井に島田は舊小宅郷の屬にあらさるべし) 林田川揖保川の中間なる平郊にして、大字日飼より、揖保河水を堰入れ、數條の溝渠と爲す、日飼の西岸は即龍野町也。

少宅里、本名漢部里、所以號漢部者、漢人居此村、故以爲名、以後改曰小宅者、川原若狹祖父、娶少宅秦公之女、即號其家少宅、後若狹之孫、智麻呂、任爲里長、由此庚寅年、爲少宅里、細螺川、所以稱細螺川者、百姓爲田闢溝、細螺多在此溝、終成川、故曰細螺川。(風土記)此細螺川は、日飼より南方に導く養水の舊號なるべし。

小宅寺は大字片山に在り、舊大灯國師の禪院なりしが、近世再興より以來眞言宗と爲る、山中に櫻花多し。(龍野志)

廣山郷

和名抄、揖保郡廣山郷。○今譽田村と云ふ、小宅の南東に接し、林田川の兩岸に跨る、其西岸に廣山八幡宮あり、阿宗八幡とも云ふ、(斑鳩村阿曾を參考すべし) 之に因り今譽田と改む。新編會津風土記なる安積文書「文和三年十月以來、御所(足利氏)在國之間、馳參于弘山」とあるは此とす、又太平記に小山田高家、廣山莊立岡に青麥刈の事見ゆ。

風土記云、廣山里、舊名握村、所以名都可者、石比賣命、立於泉里、波多爲社、而射之、到此處、箭盡入地、唯出握許、故號都可村、以後、石川王、爲摠領之時、改爲廣山里。

枚方

風土記の里名なり、和名抄大宅郷に併入したるにや見えず、今龍田村に大字佐用岡小字平方存す、

卽此とす。廣山郷の東太市郷の西南とす。風土記云、河内國茨田郡枚方里漢人、來到、始居此村、故曰枚方里。

佐比岡

所以名佐比者、出雲之大神、在於神尾山、此神出雲國人經過此處者、十人之中死五人、五人之中死三人、故出雲國人等、作佐比、祭於此岡、遂不和受、所以然者、比古神先來、比賣神後來、此男神不能鎭、而行去之、所以女神怨怒也、然後河内國茨田郡、枚方里漢人、來至居此山邊、而敬祭之、僅得和鎭、因此神在、名曰神尾山、又作佐比祭處、卽號佐比岡、(風土記)今佐用岡と云ふ、斑鳩寺の東北十町許。

(佐用岡)

枚方里大見山、所以名大見者、品太天皇、登此山嶺、望覽四方、故曰大見、御立之處、有盤石、高三尺許、長三丈許、廣二丈許、其石面往々有窪跡、此名曰御沓及御杖之處、三前山、此山前有三、故曰三前山、御立阜、品太天皇登立於此阜、覽國、故曰御立岡。(風土記)大見山、三前山、御立岡共に今詳ならず、斑鳩寺の南に立岡あれど、地勢全く絕して、枚方里にあらず不審、又云、枚方里佐岡者、難波高津宮天皇之世、召筑紫田部、令墾此地之時、常以五月、集聚此岡、飲酒宴、故曰佐岡と、佐比岡と同しかるへし。

大田郷

和名抄、揖保郡太田郷、訓於保多。〇今太田村存す、但し古今の地域は稍出入なき能はず、北なる上太田は龍岡村に入り、南なる下太田は勝原村に入る。

大田は中世太田庄と稱し、揖東郡の名邑たり、風土記には「所以稱大田者、昔、呉勝從韓國度來、始到於紀伊國名草郡大田村、其後分來、移到於攝津國三島、賀美郡大田村、其又遷來、於揖保郡大田村、是本紀伊國大田以爲名也」とあれば來由するや久し。(今三島の大田は下郡に屬す、不審)上大田の楯岩城は、嘉吉元年、赤松伊豆守貞村京勢に加はり武功あり、此に居城し、其嫡子範貞より範行元範元助五代相續して、天正年中に退轉す。(古城記)

赤松記云、永正十八年正月、赤松屋形の御先勢、弘岡殿を大將にて、御馬廻りの衆少々大田の城まで御出候處に、弘岡殿心替にて、先手破れ候間、俄に御書を御のき、東條の國分寺と中寺に御座候、其後浦上書紙を以て、彌々懇望申候間、同四月二日、若君樣御供にて、英賀のいま在家遊常院まで御出。

(言擧阜)

風土記云、大田里、言擧阜、右所以稱言擧阜者、大帶日賣命之時、行軍之日、御於此阜、而敎令軍中曰、此御軍者慇懃、勿爲言擧、故號、又鼓山、昔額田部連伊勢、與神人腹大夫相鬪之時、打鳴鼓而之故、曰鼓山。(或人曰ふ、大田の東、青山麥前に通する山陽道の坂路の邊に、楯鼓原ありと)〇峰相記云、天平寶字中、的將軍藤原良國、異賊追討して、西五郡の大領と爲る、大田福井石見等は良國の領所にて、住所は大田郷楯鼓原なり、黒岡明神は良國也、後胤的氏とて、當國に去人有也。

大宅郷

和名抄、揖保郡大宅郷、訓於保也介。〇今斑鳩村なるべし、大田の西にして、山陽道之に係れり、風土記に「大家里、舊名大宮里、品太天皇巡行之時、營宮此村、故曰大宮、後至田中大夫爲宰之時、改大宅里」と曰へり。

(大法山)

大法山、今名勝部岡、品太天皇於此山、宣大法、故曰大法山、今所以號勝部者、小治田河原宮天皇之世、遣大倭千代勝部等、令墾田、卽居此山邊、故號勝部岡、上宮岡、下宮岡、魚戸津、朸田、宇治天皇之世、宇治連等遠祖、兄太加奈志、弟太加奈志、二人請大田村與富等地墾田、將蒔來時、廝人以朸荷食具等物、於是朸折荷落、所以奈閉落處、卽號魚戸津、前箇落處、卽名上宮岡、後箇落處、卽曰下宮岡、荷朸落處、曰朸田(大法山今詳ならず、鵤驛の南石見村に屬する立岡山の舊名歟、立岡山は山陽道

(立岡)

の傍にして、標高一百九米突の孤立峯なり、其周邊に異小の丘陵墳起するもの數個あり)峯相記云、立岡は置山なり、建武年中新田義貞此を陣營すといへり、白旗攻城の時にして、太平記に小山田太郎高家の麥刈したるも此と傳ふ。

鵤

今斑鳩村に作る、平野の間に位置し、小驛市を成す、聖德太子の起せる法隆寺 [illegible] り、斑鳩寺と云ふ、村名之に因る。東鑑に「文治三年、法隆寺領、播磨國鵤莊、停止地頭金子十郎妨、一向從領家所勘」とあれば、莊號と爲るも久し、太平記には官軍斑鳩驛に至り、赤松則村の白旗城を攻めんとしたる由を錄したり。鵤寺の西北に稗田神社あり、神社記に見ゆ、延喜式稗田とあるに同しと云ふ說あり、又鵤驛の南立岡の東北に一丘あり、之を太子山と呼ぶ。

(佐西)

法隆寺、天平十九年資財帳に「戊午年、請上宮聖德法王、令講法華勝鬘等經、是以播磨國佐西地五十万代布施、又云、揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳歩、右播磨田、小治大宮御宇天皇、布施奉地五十萬代、卽納賜者之中、十万九千五百六十一米二把代、成町二百一十九町一段八十二歩」また此事を太子傳曆記に「丁丑卅四年四月八日、太子請說勝鬘經、三日而畢、其儀如僧、天皇大悅、王子群臣大夫已下、莫不信受、天皇以針間國佐勢田地五十戶、末代奉施、卽領入斑鳩寺、中宮寺等」と錄し、靈異記に「皇太子詔大花上大部屋栖野古連公、而遣播磨國、揖保郡内二百七十三町五段餘水田之司也」、此に佐西また佐勢とあるは、斑鳩の本名と知るへし)

斑鳩寺

又鵤寺に作る、和州斑鳩法隆寺の別院にして、由緒明白の寶刹なり、金堂は本尊釋迦藥師觀音、三層塔婆には佛舍利を納む、昔諸堂宇多かりしと云ふも、天文十年兵火に罹り、樂々山圓勝寺の僧昌仙、公私に勸募して再興す、太子堂には法王[illegible]壽像を安置

す。(近世寺祿百三十石、天台宗に轉す)

峰相記云、上宮太子鵤庄に御下り有り、四方の堺に石を埋め玉ふ、又寺を造り斑鳩寺と云ひ、川を富雄川と、山を片岡山と名つく、孝恩寺をば發心谷、檀徳山と云ひ、行道峰に御馬を繫かれ、其松近代迄有りけり、又大石を蹴り生駒山より投越し、ゆするの山に留ると、彼傳にあり、則大市の波蘇明神是なり。

阿宗

今斑鳩村の大字なり、鵤驛の西にして、林田川の邊、廣山村と水を隔てゝ相望む。(今阿曾に作る)式内阿宗神社は此に在るべきに、一說廣山八幡宮を以て之に充つ、古事記に、開化天皇々子日子坐王の曾孫「息長宿禰王、生息長日子王、此王者針間阿宗君之祖」と見ゆ、息長日子王の姉は、神功皇后にましませば、後世八幡宮と混同するも其所以ありと謂ふべし、播磨事始に、阿宗社は今廢跡と爲る、鵤王を祭ると云ふも不詳と注したり。

矢田部

今太田村に屬す、鵤驛の南、檀特山の西麓なり。峰相記云、神龜年中、揖保郡矢田部村に、俗名武吉丸と云者あり、出家入道して、其名を德道上人と云、行基に法相宗を受け、役行者の眞言教を行して、三□山の奥に居けり、近衞大將藤原房前の御狩に見告られ、長谷寺を遷て建立す、當國普光寺の因緣も、彼上人の由來なり。

檀特山

斑鳩寺の東南に在り、聖德太子行道の跡と稱す、今太田村大字東南に屬す、一坐の岡山也。○播吉記云、康正九年己亥四月、赤松彥次郎範之、同彥五郎則尚、播磨へ打入、國人を語らひ、二手に分ち、一手は檀特山を保ち、一手は室山に持豐が子息彈正忠政豐楯籠りたるを攻落さんとす、持豐之を聞て、五日の河播磨に往て、普當山に陣を取り、檀特山に楯籠りたる敵を一番せめけれとも、落し得ざれば、こゝを打捨て、敵を跡におきながら、坂本へ被通ける、室山の寄手、持豐が威風におそれ、敵散々に成り落行ば、却て殘多くぞ思ける、室山の寄手くづれたる由を、檀特山に籠る軍兵共聞て、我先にと退散し、國中に敵一人もなし、彥五郞は備前のカクイ島にて自害。

檀特山夜歸　　秀野

寒泉一道玉潺湲、散入松風響夜山、天上雲撤無節奏、不妨秘籥落人間、

石見郷　(石海)

和名抄、揖保郡石見郷、訓伊波美。○今石海村是なるべし、斑鳩の南とす。

名所以稱石海者、難波長柄豐前天皇之世、是里中、有百便之野、生百枝稻、卽阿曇連百足、仍取其稻獻之、爾時、天皇勅曰、宜墾此野作田、乃石海人夫令墾之、故野名曰百便、村號石海也、酒井村、右所以稱酒井者、品太天皇之世、造宮於大宅里、闢井此野、造立酒殿、故號酒井野。(風土記)

麻打

今詳ならず、風土記に見ゆる里名なり、麻打山、佐々山、壓川など云ふも此邊とす。太田に業々山極樂寺の舊址ありと云ひ、(峰相記傚之)太田の南なる勝原村、大津村、加陽村等は里名の配當明白ならず、蓋麻打は此邊なるべし、卽和名抄新田郷と稱せる地にて、中世福井庄とも曰ふ。

麻打里、昔但馬國人、伊頭志君麻良比、家居此山、二女夜打麻、卽置於己胸死、故號麻打山、于今居此邊者、至夜不打麻矣、俗人云、品太天皇之世、出雲御蔭大神、坐於枚方里神尾山、毎遮行人、半死生、爾時伯耆人小保弖、因幡布久漏、出雲都伎也、三人相憂、申於朝廷、於是遣額田部連久等々令禱、于時作屋形於屋形田、作酒屋於佐々山而祭之、宴遊甚樂、卽採山柏、挂帶插腰、下於此川相壓、故號壓川。(麻打山は今の朝日山にて、壓川は伊勢川の訛なるべし)

新田郷　(福井)

和名抄、揖保郡新田郷、訓爾比多。○今は勝原村、旭陽村、大津村等の中なるべし、太田の南にして、東は飾磨郡界に至る、西は石海村とす。○國郡考に、新田郷は中世の福井庄ならん、高野山文書「壽永年中揖東郡福井庄」は本寺支配の事見ゆと述ふ、今旭陽の大字に福井の名遺れり、平家物語南都大衆燒失の條に、播州福井庄下司次郎大夫知方と云ふものあり。

史徵墨寶考證云、太田福井兩庄、揖東郡に在り、元曆二年、播磨は法皇の御領國なり、太田福井の二莊相接し、太田地稍高く、莊内に池ありて、福井の養水に供す、太田の人他莊の爲めに地を曠くするを惜み、水路を絕ち、墾さて田となさんとす、因りて兩庄相訴へしことあり。○吉川記に「播州福井庄は、正治年中以來、吉川端家の領地たりと雖、一旦庶流に分與てより、福井庄二十八箇所、主義數人に及ひ、後は他家の有と爲る、然るを應仁三年、今度の軍功の賞に、吉川次郎三郎へ返付せらる」と述べ、正治の敎書を載す、

下播磨國福井庄住人　藤原經兼　補任地頭職事

右人可爲彼職但國務及年貢課役者不濫妨可致沙汰之狀如件

正治二年正月廿五日　　姻家御判

集古文書に、元弘三年七月、新田兵部大輔あての綸旨、播磨國福居庄選貞跡を賜はる由見ゆ。

朝日山　(勝原)

今勝原村に屬す、斑鳩村大字矢田部の南、加陽村大字和久の北なる一丘陵なり、標高八十餘米突、上に大日寺と稱する佛宇あり、法道上人の造れる石塔婆なりとて、十三重に石を積みたるものあり、峯相記、朝日山觀音を錄す。

峰相記云、文治の比、室泊の長者の家に、淺增敷法師一人出來、柴を取木を切召仕はる、(中略)長者不審を成所に、吉川が一族福井庄を拜領して下ける剋、彼泊にて遊けるが、此法師を見て大に敬ひ、是社は法然上人の上足、

寂信上人と申す、(中畧)頓朝日山の麓に堂を造り崇奉る、播磨義一流の法文あり、此上人の流也、其後融賢上人等今に有り。

和久 今網干、坂上等と相併せ旭陽と云ふ、朝日山の南なれは也、網干町の北にして、山陽鐵道の網干停車場は、卽和久に在り、市街を距る凡半里程。

(津之宮)

魚吹八幡宮 今旭陽村大字宮内に在り、舊福井莊の總鎭守にして、揖東郡の名祀なり、網干八幡とも、津之宮とも云ふ、和久の南にして、網干市街の北とす、神社記に「魚吹別宮三所」と云ふ。西讃府志云、魚吹社の傳に、昔息長足姫尊、新羅より歸らせ玉ふ時、御舟を此浦に寄せ玉へるに、玉依姫命、海中より現れ、大魚多く浮び出て、沙を吹きよせて、此地を開けり、因て玉依姫を祭り、敷島の宮と曰ふ、後息長足姫尊品太天皇を併せ祭る、京極氏龍野入部の時、其領内たり、九鬼へ轉封の後も、網干福井等一万石は、京極家の知行たり、神田十三石寄附。

(宇須伎津)

風土記、宇須伎津、右所以名宇須伎者、大帶日賣命、將平韓國度行之時、御船宿於宇頭川之泊、自此泊、度行於伊都之時、忽遭逆風、不得進行、而從船越、越御船、船猶亦不得進、乃追發百姓、令引御船、於是有一女人、爲資上、己之眞子而墮於江、故號宇須伎。○按魚吹八幡の由緒は略相記にあれど、例の推想說のみ、神功皇后歸朝の日の故蹟ならん、參酌して風土記に據るへし、魚の沙を吹くと傳ふるは、網干の地、中古以來の堆積に成れる沙濱なれば、其說起るのみ、魚吹は本宇須の假字なれど、之を宇須伎に當てしは、下略して二字と爲せるのみ、又古の宇須伎津は、今の旭陽村大字津市場是なり、網干の北郊、海を距る廿町許、汀線の變遷を見るべし、津之宮の元旦の神事に[illegible]とて、氏子の者、各自に棒を携へ、社頭に集まり、拜殿の床板を突き鬨むる作法ありと云ふも、亦以あり。

(津市場)

網干は伊勢川(大田川とも云ひ又大津藻川)揖保川井に林田川の落口にして、全く江海の堆沙の上に位置す、西讃府志に此江海滄桑の變に關する一例を擧けて云ふ、

津之宮の事、津の河原を開き、治承二年、八幡宮を建立す、夫より百十五年後、永仁元癸巳年、再興願人、下司次郎大夫、津の河原の事は、元八河原の一也、八河原と云は、津の河原は宮内也、稻荷河原は津市場也、坊主河原も宮内なり、蓮花寺河原、高田河原、高河原、鍋河原は天滿也、常河原は坂上なり。(下司家記)

天滿 今平松、吉美、長松、土井等と相併せ、大津村と云ふ、網干の東にして、飾磨郡界に接し、南は海に至る、古の福井庄の地とす、大田川此にて海に入り、大津藻川と呼ふ、此里の下司と云ふ舊家の古記を、西讃府志に載す、

下司次郎大夫友時者、出雲大社國造の後胤にて、其子友方、保元平治の合戰に、源義朝に從ひしが、後平家の味方と爲り、永曆元年、播州福井庄に於て、五百町の田地被宛行入部す、子息孫之進友信、源氏より五百町被召放、文覺上人福井庄へ隱居の時、悉く寄附せらる、文覺下司の由來を聞て、一町二反の飯料田を讓り、支配を被預、福井庄百二十八村の百姓頭となる、大津藻川は、古は砂川と唱、下司領の時出雲川と唱、大池は床三町六反、堤の場踏五間、高八尺、文覺領の時度々切損候故、文覺之を封せらる、其德に依て損ふ事なし、又慶長七年、池田領の時、田地の高二百石被潰池床に被成、堤の高二間幅六間、丈夫に御普請。

(大津藻川)

網干 今網干町と云ふ、揖保川及び大津藻川の河口なる堆洲の上に位置す、戸數一千六百本郡の首邑なり、大字興濱、新在家、余子濱、々田、大江島の五に分つ。西讃府志云、網干二十八村、高一万石は、治所を興濱に置く、網干と名づくるは、魚吹八幡宮の祭禮に、漁人皆漁業を休み、其網を干して祭を爲す、故に網干と云ひへりしが、遂に地の名とはなれり、此地南の方海を受て、伊津浦を船泊りとす、海淺うして、潮常に滿てず、文政十一年、我郡代此泊の風波の患を慮り、伊津浦に七十五間の波戸を築けり、是に於て往來の舟艘大に其便を得たりと云ふ。

龍門寺 濱田に在り、臨濟宗、寬文年中僧盤珪開基、盤珪は京極氏の禪寄にして、寺田九町八反を附せり、盤珪は此里に生れ、其禪法一代に名あり。(龍門寺直指侍者は滿[illegible]の弟なる由或書に見ゆれは、此寺は[illegible]なるべし)

○大覺寺は興濱に在り、淨土宗、相傳ふ天福元年開創の眞言院なりしを、弘治年中淨土に轉したりと、後陽成院の宸翰[illegible]を所藏す。

揖保川 源は宍粟郡に在り、宍粟川と云ふ、南流、山崎を經て本郡に入り、栗栖川を併せ、龍野の東を過ぎ、平井川を容れ、正條の東に至り東南流し、余部村に至り、林田川(片吹川)を容れ、更に分れて三派と爲り、網干の海に入る、長凡十五里。

此揖保の河口を風土記には宇頭川と曰ひ「所以稱宇頭川者、宇須岐津西方、有絞水之淵、故號宇頭川、卽是大帶日賣命、宿船之泊」とあれど、此江海は古今桑滄の變多ければ、其古泊の跡も今求め難かるべし、又釋紀所引、風土記逸文に、

天日槍命、從韓國度來、到於宇頭河底、而乞宿處於葦原志擧乎命、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志擧乎卽許海中、爾客神以劒、攪海水、而宿之

とあり、是れは神代史に於ける著大なる一事なれど、今傳說する者少し、唯網干大津御津の三村數所に、荒神とて小祠の崇るは、客神天日槍を祭れるにあらずや、荒神相混する[illegible]は、伊勢度會郡の高倉山を參照すへし。

(宇頭川)

餘戸郷

(余子濱)

和名抄、揖保郡餘戸郷。○今余部村存す、網干の北西、石海の南にして、揖保川の北畔とす、此郷名は風土記に見えず、蓋石見里より分れて、今の余部井に網干の方を指したるごとし、別里剰戸の義なるべし、網干に余子濱の稱の遺るは、餘戸を音讀したるならん。

苅屋

(御津)

今釜屋、伊津、黒崎の諸町と合併し御津村と改む、揖保川の西室の東なる海濱に在り、苅屋の富島と云ふ小丘陵に、八幡宮あり、富島山の西を釜屋とす、風土記に「浦上里、御津、息長帶日賣命、宿御船之泊、故號御津」とあるは即此村の伊都灣なるべし。

(黒崎)

黒崎は苅屋の西にして、海に面す、荒神山の邊に横穴多し、中にも室岩塚、正玄塚、芝取塚を最大とす。峰相記云、近年諸國惡黨蜂起、當國は元應元年、所々の城廓二十餘燒拂、犯人被誅兩使を定め、地頭御家人を結番して、明石投石兩所を警固せらるゝ間、兩三年靜謐の由にて有しが、奥州維貞下向の後は、彌蜂起し、正中嘉曆比は、其振舞先年に超過す。○此投石城は微考に揖西郡賀茂庄武山本山之城と注し、今御津村の黒崎に屬す、古城記に黒崎投石の構と云ひ、西讃府志に「黒崎、武山城、赤松氏の族萩原孫四郎敦則之に居り、元弘の役に海手を防ぎ守る」と述ぶ是也。

伊津

今御津村の大字なり、近世岩見莊の管内なりければ、岩見とも稱す、其港灣は南面し、水深三四尋の處を好錨地とす、灣の東角附近に、高廿五呎の一大孤立岩あり。○按に伊津は風土記に宇須伎津、宇頭川と共に、石見里の下に附錄せられ、伊都に作る「所以稱伊都者、長帶日賣命御船水手等云、何時將到於此所見之乎、故曰伊都村」と又「所以號雀島者、雀聚於此島、故曰雀島、不生草木」と見ゆ、伊津灣の孤立岩即是也、伊津の

(伊都)

東邊を稻富と字し、稻富山圓融寺在り。

室津

今室津村と云ふ、伊津の西南に隣れる港灣にして、古來盛名あり、人口二千三百、此津は舊史に著れ、五泊の隨一なり、近世に及び四國九州及び中國の諸侯、江戸往來の船舶、此津を以て埠頭と爲したり、幕府亦此埠頭を姫路城主の管治に屬せしめ、監察を加ふることあり、明治維新後、故習一革し、熱鬧の海驛忽衰へ、頗索莫の感なき能はず。

(室原)

室津は古へ室原泊、又は檉生泊と云ふ、風土記「浦上里、室原泊者、此泊防風如室、故因爲名、白貝浦、昔有白貝、故因爲名」と、此港灣は狹小にして、現時の船艦の寄泊に適せざるも、古昔の船舶に於ては、安穩の良錨地と爲せるや明白なり、辛崎島其南方を遮蔽し、灣内方五六町、市街は其東岸にして、半島狀の地に居る、其岬角を潜埼と呼び、加茂明神社在り。

室の浦の湍門の崎なる鳴島の磯越浪にぬれにけるかな、(万葉)

播磨潟室のとほその朝風に舉を帆にあげていづる浦人、(新拾遺)

(檉生)

本朝文粹の善相公意見封事に「山陽西海南海三道、舟船海行之程、自檉生泊、至韓泊一日行云々」(韓泊を參考すべし)と見ゆ、三道船舶の會集點なりしを知る、朗詠集に、藤原の雅、周防守となり下向の時、室の泊に「曉入長松之洞、巖泉咽嗚鳴溜頭吟、夜宿孤浦之波、青嵐吹皓月白」と獻したりと載す。韓泊は其後衰亡したれど、室泊のみは千數百年の久きに涉りて津要たりき。高倉上皇嚴島御幸記に「むろの泊につき給、山まはりてそのなかに、池などのやうにぞみゆる、舟どもおほくつきたる、そのむかひにいふしまといふとまりあり、筑紫へときこゆる舟どもは、風にしたがひてあれにつくよし申す、むろのとまりに御所つくりたり、御舟よせてたりさせ玉ふ、この山のうへに鴨をそいはひ奉りける、御へいまゐらせたまふ」と見ゆ、盛衰記にも、參河守源範賴室の泊より舟を下り、陸路備前に押寄する事を載せたり。

於室泊即事　　釋　蓮禪

蘭棹桂楫水行忩、占泊一時口望通、寺積歲華沙岸上、(此泊邊有一古寺、草創不知何年、故云)舟維古木渭村中、長風浦曉客帆咽、落月湖秋鄕涙紅、浪跡三年遊蕩子、從斯殘日任蒼穹、(本朝無題詩集)

名所圖會云、室の浦は播州の一都會にして、西國大名參勤往來の着岸と定め、及乘船の津とも定めらる、帝畿を去る四十二里、山は三面に包みて、江灣は一方に涵り、海上千里美景を觀望し、泊れる舟は池中に遊ふが如し。○筑紫紀行云、室の湊の入口、三町許東南の方、平山の上に燈明堂あり、そこを廻りて、からみ島を西に見て湊に入る、陸に船番所見ゆ、湊の廣二町四方ばかりにて、南は沖より乘入るべし。

加茂神社

室の港埼に在り、明神山とも云ふ、蓋此關津を山城の鴨の御厨料に寄せられし事ありて、此社を建てし如し、足利義滿嚴島參詣記に「室の泊に着き給ふ、此山の上に加茂をそ祝ひ奉りけり、御厨にて此泊の社なり」と錄す、神社記に室生加茂明神と云ふ。

播磨事始云、加茂社は、源賴朝文治三年、安志林田室三箇庄寄進の狀書、及び足利尊氏の下文あり、近世は小早川秀秋本多忠政等の修造を加へられし祠也、小五月祭には遊女數十人、白拍子の姿にて、幣を捧げ、棹の歌をうたひ、舞ひかなつ、此棹歌は天文中、散樂大夫の室君の爲のさしくせを取て、唱歌としたる也。

見性寺

室津に在り、近世臨濟禪の精舍たり、開創詳ならず、蓮禪の詩に見ゆる古寺と云ふも之を指す如し、俗說昔室の長者の娘なる遊女の建てしものと傳ふ、其他淨運、寂譽等數字あり。

加茂社に、明曆中榊原家より納めし、朝鮮信使來聘錄あ

り、往時官船の海驛來往の狀を徴すべし。明曆元乙未年、殿下治世已五歲、朝鮮國王遣使來賀焉、初信使、六月九日、自釜山浦航海、同日來于對馬島佐須奈浦、十五日着宗義成所居城下、殿下普降鈞命、信使所經海陸郡縣、設餞館宥、我邦津亭皆其備所、七月廿一日、信使發對馬、同日至壹岐島風本浦、廿六日自勝本至筑前藍島、八月四日自藍島至長門國下關、十三日發下關、同夜至周防國向島、十四日至室積、十五日至上關、十七日自上關、至伊豫國津和、十八日發津和、同夜至安藝國蒲苅、廿一日自蒲苅、至下蒲島、廿二日至備後鞆湊、廿四日發鞆、至備前國牛窓、廿五日至牛窓、先是我公奉命館使臣之來程、故令津以西、至上關諸浦、遣小舟數多、每舟相去十里、以次相傳、兩音報而告之大坂、達於江府、今日聞使船至牛窓、而室津者設數所、皆張幕設兵器、令士卒臨之、明御山下海濱、擧可挽使船之船、以待之、使船凡六隻、合四百八十八人。

自室津舟行　　賴山陽

泊開雨霽出江潮、廿載曾經數往還、幾處粉墻三備地、
牛窓竹色固圓山、客[illegible]帆檣警[illegible]、鄕愁鶴嶋月潸間、
早晩[illegible]春[illegible]岸、[illegible]一葉悠[illegible]、

あさしもや室の揚屋の納豆汁、　　蕪村

室の遊女の事、諸書に載多し、凡遊女の根元は大輪田(兵庫)室積(周防)高砂より江口、神崎乃至難波津江南の美女の昔話まで、是等皆一律の處なり奥にありしごとし、今必しも此に詳論せざるべし。○撰集抄云、播磨國竹の岡と云所に、庵結びて行ふ尼あり、もとは室の遊女にて侍りけるが、みめさまなどもあしからずりけるにや、後鳥羽の中納言顯基に思はれ奉り、一とせの程、都になん住渡り侍りけるが、如何なる事か侍りけん、いさめられ奉りて、室に歸りて後も、又も遊女のふるまひなどし侍らざりけるとかや、或時中納言の内の人、舟に乘りて、西國より都さまへ行きけるを伺ひ見て、髪をきりて陸奥國紙に引包みて、

つきもせぬうきを見るめの戀しさに尼となりても猶ぞかはかぬ

と書て、船に投入、(中略)其庵の跡とて、今の世まで朽たる松の木の見え侍りしは、柱などにや云々。○花漆と云ふも室の娼婦なり、金葉集に

花うるしこやぬる人のなかりけるあなはらくろの君が心や、(讀人不知)　花うるしぬる人もなきこよひかな室ありとてもたのまれもせず、

とあり。(一書に竹岡庵址は今室の陀羅尼濱と云ふ所とぞ)○長門本平家には、或時入道相國、嚴島へ月詣の時、室の泊に著れたり、彼所の習なれば、遊君ども參て、思々に幸をひく、或君一人其中に殊やなかりけむ、思結方もなく、浪の上に浮て、こなたかなたへたどりけり、さてあるべきならねば、宿所へをし歸る船をくくり行けるが、曉白拍子をかわへすましたり、誠に聲も隈なし、節も足らひたる上手にて有ける、入道めしの御船の許にて、歌をやめ「花漆云々」入道感じて心すまれけるに、角巾を閣給て、急き召上て云々。

室の西隣は相生浦那波の入江なり、其中間の岬角を金崎と云ひ、岬端に君島あり。

室山城址

室津市街の背後にして、港崎に連接する丘陵なり、赤松の年寄、浦上美作守則宗以降此に居る、(則宗の子宗助其子村宗其子政宗其子景宗)景宗の時、龍野城主赤松下野守政秀、此城を攻め圍み、景宗敗死す、永祿九年の事とぞ、室の燈籠堂は城の南門跡にあたると云ふ。(名所圖會參取古城記)

壽永二年十一月、源平の室山合戰、并に延元年の新田赤松の室山合戰、并に此地に起れる者ならん、嘉吉記に山名持豊室山城に據り、赤松の餘黨則尙を擊破したる事見ゆ。○建武の亂に、赤松信濃守範資、室山を守りしが、官軍江田大館來り攻む、赤松打負て赤穗へ退く、其後浦上七郎兵衛行景此城を守る、大永元年、星形政村入道常印此城に隱居し、浦上に殺さる。(古城記)城墟本丸廿四間横廿一間、唯今遠見御番所有之山にて、平地なり、二之丸は本丸より北の方六十間へだたる、から堀二之丸の岸[illegible]長百二十八間。(享保三年[illegible]御書上)

乙見河原

南部本平家云、十一月三日(壽永二年)蔵人源行家は播磨美作備前江三箇國の兵共語具して、播磨國室に着て、平家を追討せんとす、其勢三千餘騎なり、平家は水島の軍より始て、所々の軍に打勝て、色を直し、中國の勢共悉く隨附ければ、是等を具して知盛通盛重衡大將軍として、其勢一万餘騎にて、室の浦、乙見河原に陣を取て、手々に分て控たり、(中略)其日の戰に美作國住人惠比入道守信、播磨國佐用筆四郎の在田利[illegible]秩知等、源氏を謀りて、前後より打圍て、後矢を射ければ、源氏の軍は破れにけり、行家あまの命助り、乙見河原を引退、和泉國へぞ落にける。○此乙見河原は、揖保郡の室山にて、盛衰記室山合戰の異傳なり、玉海に「十一月廿七日條云、傳聞、平氏附室泊、十二月二日條云、或聞、兼仲差使送平氏之許、乞和親在播磨國室泊云々、又聞、去廿九日、平氏與行家合戰、行家軍忽以敗績、家子多以被伐取了」とありて、其事備顯了とす、室山を加古河の邊と云ふ者は誤も亦甚し、

源平合戰の時、両室泊を爭へる狀は、玉海に元曆元年(壽永三)六月條、

或云、平氏軍兵追散、在備後之官兵土肥二郎實平息男早河太郎、仍在播磨國之梶原景時、赴備前國了、聞其險、平氏等少々來着、室泊燒拂云々、

而て盛衰記平話には「九月[illegible]千餘騎三万餘騎にて室泊に着、去共十二月廿日比迄逗留」の事を記し、當時

源氏方に軍船を有てりと云は頗疑ふべし、室高砂の遊女に戯れて月日を送ると論ぜるも疑ふべし、當時瀬戸内の海上は全く平家の手中に屬す、源氏いかでか千艘の軍船を得ん、東鑑に據れば十一月の下旬に至り、始て藤戸を陷る、盛衰記平語の記事往々誤謬を傳ふ、讀者深省を要す。

海東諸國記云、吉家、丁亥年(我應仁元)遣使來賀、觀音現像、書稱播摩州室津代官藤原吉家、唐久、戊子年遣使來賀、書稱播摩州太守周閣浦居住源夫歸唐久。(この周閣浦は須磨にやとも云へり)

韓荷島（カラニノシマ） 今辛味島（カラミ）と云ふ、室の港埼の南西一海里より起り、三礁相連りて三山を成す、萬葉集に

淡路の、野島も過ぎ、伊奈美嬬（イナミツマ）、辛荷の島の、島際より、吾宅を見れば、青山のそことも見えず、云々

と詠じたり、仙覺抄に風土記逸文を引き「韓荷島、韓人破船所漂之物、就此島、故云韓荷島」と述ふ。

浦上郷（ウラカミ）（ウラカベ）(浦壁) 和名抄、揖保郡浦上郷、訓宇良加三。○今河（ウワ）内村御津村幷に室津村是なり、浦上は和名抄に宇良加三と注すれど、方俗は浦壁、又は浦部に作れり、古來兩訓ありて、並びに稱呼せられしごとし、今河内村に浦部市場及び浦部と云ふ大字遺る。

風土記云、浦上里、右所以號浦上者、昔阿曇連百足等、先居難波浦、後遷於此浦上、故因本居爲名」と、また東鑑、文治五年の條に「熊野御領、浦上庄事、爲御庄一所、狂可令停止地頭職之由、奉書拜見候畢、早可令停止梶原景時地頭職」云々。

赤松家中衰の頃其家士に紀則宗と云ふものあり、浦上を家號とし、此地の領主たり、應仁の亂東軍に屬し、山名を擊破して功あり、赤松氏之に因り再興す、則宗乃其年寄の首となり屋形に代り專決す、孫村宗に至り、君臣隙あり、赤松記に「永正五年、屋形は浦上御退治あるへしとて、十一月小鹽より御出馬、浦上のフクリウと申す御陣にて候、其後浦上在所備前の三石迄御馬を寄られ候」と見ゆ、是なり、村宗遂に其君義村を弑し、國權を專にし自立せしが、後二十餘年(享祿四年)攝州に敗死す、其子宗景備前天神山城に治す、永祿四年、宇喜多直家の逐ふ所となり、敗死す、浦上氏亡ぶ

金剛山（コンガウセン） 河内村の西嶺にして、室津の北嶺とす、標高三百米突、山中寺に龍峰寺と云ふ古跡あり、東なる溪水は河内川と稱し、浦部市場に至り、揖保川に入る。

萩原（ハイハラ）（ハリハラ） 今揖保村の大字なり、揖保川の畔にあたり、揖保村の東部なる地是なり。

風土記云、萩原里者、息長帶日賣命、韓國還上之時、御船宿於此村、一夜之間生萩、根高一丈許、仍名萩原、即闢御井、故云針間井、其處不墾、又罇水溢成井、故號韓清水、遂造酒殿、故云酒田、舟傾乾、故云傾田、舂米女等（コメツキメ）陰、陪從婚斷、故云陰絶田（ホトタチダ）、仍萩多榮、故云萩原也、爾祭少足命（スクナタラシ）坐。此に針間井とある事、播磨の國號に深く下に參考すへし、傾田は今片吹（カタブキ）の地名遺る、分割して舉田村の大字と爲る、林田川片吹の東を過ぐるを以て、片吹川の稱あり、又「萩原里南有岡、品太天皇之世、田於此岡、鷹鈴墮落求、而不得、故號鈴喫岡」と、此岡は片吹の岩岡を指すにあらずや。

中臣郷（ナカトミ）(片吹) 和名抄、揖保郡中臣郷。○今揖（イボ）保村の東部にして、大字中臣、富、片吹、門前（モンゼン）、松原、眞砂、榮（サカエ）、萩原等にあたる、後世揖保郷に混同すと雖、風土記には萩原里と云ふ者是也。(播磨志云、大灯國師妙超の宅址を門前と云ふ、妙超俗姓紀氏と云へり)

中臣印達（ナカトミイタチ）神社は、新抄格勅符に、大同元年、中臣神々封五戸の事見え、延喜式に名神大と注したり、今中臣の中（ナカ）陣（チン）明神是なり、中陣とは中臣の訛とす、播州神社記に太神二拾四社の一なる、射楯太神是のみ、後世姫路の射楯神に比すれば、甚く衰へぬ、田間わつかに小祠を見るのみ、播磨專誌に延喜式阿波遲神社も中臣に在りしが、今亡びぬと云ふ

揖保郷（イヒボ） 和名抄、揖保郡揖保郷、訓伊比奉。○今揖保村の西部、揖保上、揖保中、今市、西揖等の地とす、揖保川の東畔に居る。中世揖保庄と云ふは、中臣郷をも併せしものゝ如し、島津文書に下揖保庄の西方東方と云名あり、今の今市、西揖、葉などの邊と想はる。(東鑑文治二年の條に排保庄と云ふ排は誤寫のみ)

播州白旗城軍之當國下揖保庄西方地頭島津周防五郎三郎忠兼申全庄東方地頭等致忠節所可爲分當境中軍勢恩賞之旨無被仰下候、安堵侯之處於本領之支證忠賞望申候可爲何樣候哉事由是他候之間令言上候以此旨可有御披露候恐惶謹言

建武五年八月十三日　　沙彌　関心

進上　御奉行所

粒山（イボヤマ） 今揖保の大字上村（カミムラ）の北、揖保川の東岸に在り、中臣の西とす、標高七十米突、其東南に並ひ二岡陵あり、卑低也。

風土記云、揖保里、所以稱粒（イヒボ）者、此里依於粒山、故因山爲名、粒丘（イヒボノヲカ）、所以號粒丘者、天日槍命、從韓國度來、到於宇頭川底、而乞宿處於葦原志擧乎命曰、汝爲國主、欲得吾所宿之處、志擧即許海中、爾時客神以劒攪海水、而宿之、主神即畏客神之盛行、而先欲占國、巡上到於粒丘、而喰之、於此自口落粒、故號粒（イヒボ）丘、其丘小石、皆能似粒、又以杖刺地、即從杖處、寒泉涌出、遂通南北、北寒南溫、生白朮（オケラ）、神（カミ）山、此山在石神、故號神山、生椿子八月熟。

粒坐天照神社（イボニマスアマテル） 今粒山に在り、夜比良（ヒノヤマ）神社と混同し、一祠を見るのみ、近世龍野の日山に天照神社を建つるも、古祠にあらず。三代實錄、貞觀元年、粒坐天照大神授位、

延喜式には名神大と注し、神社記には中臣板木神と錄したり、中臣郷の西、宇須川(宇頭川とも云ふ即揖保川なり)の邊にあれば也、天照國照彦天火明命を祭る。
又比具神社は延喜式の小社、神社記の八枚明神とす。

神戸郷

和名抄、揖保郡神戸郷。○今神部村并に半田村の南部片島、本條、背田などの地なるべし、揖保川の西、浦上郷の北とす、蓋中臣粒神の神戸なりければ、此名あり。風土記には本郷の地、尙揖保里に屬せしたり「神山、在石神、生伊子」と云ふは今神戸北山の丸山を指すごとし、此山に神部明神を祭る。(龍野志)

正條

今半田、北山、山津屋、原などと合併して、神部村と云ふ、鐵道之を經由し、北山に停車場あり、龍野驛とも呼ぶ、(龍野の南四十町許)原は正條と共に、近世山陽道の驛亭なりしが、今は衰ふ。

片島

正條の西なる大字にして、今半田村に屬す、片島長福寺觀音は、廣山の松尾觀音(今龍山)稻富觀音飯田寺(伊勢村)などと共に、行基の弟子澄光上人の開基と傳ふ、赤松記に長福寺見ゆ。

布勢郷

和名抄、揖保郡布勢郷。○今布施村是なり、神戸の西北にして、桑原の西とす、風土記日下部里と云ふに同し、延喜式布勢驛とあるは、大市驛より、今の龍野の邊にて揖保川を渡り、此に至り赤穗郡高田驛に向へるなり、大字小畑、土師の邊を驛址とするごとし。

(土師)
(布施)
(日下部野)

東鑑、文治元年の條に「布勢莊池大納言家領」と、又康正二年造內引付に「五貫文、富永彌六殿、播州布施鄕段錢」と見ゆ、風土記「日下部里、因人姓爲名、立野者、昔土師弩美宿禰、往來於出雲國、宿於日下部野、乃得病死、爾時出雲國人來到、連立人衆、運傳上川礫、作墓山、故號立野、卽號其墓屋、爲出雲墓屋」と、今も布施村に土師の大字遺れるは、布勢は卽古の日下部里たるを證す、又土師には鍋塚と云ふ古墳あり、之を出雲墓と傳ふ。

桑原郷

和名抄、揖保郡桑原郷、訓久波々良。○今桑原村平井村及び半田等なるべし、龍野の南部も之に屬せる歟、風土記桑原出水二里の地域とす、東鑑文治二年「播磨國揖保桑原五箇莊」とあるもの此也、風土記、桑原里、舊名倉見里、品太天皇、御立於槻折山、覽之時、森然所見倉、故名倉見村、今改名桑原、一云桑原村主等、盜讚容郡桉、見將來、其主認來、見於此村、故曰桉見、琴坂、所以號琴坂者、大帶比古天皇之世、出雲國人、息於此坂、有一老父與女子、俱作坂本之田、於是出雲人、欲使感其女、乃彈琴令聞、故號琴坂、此處有銅牙石、形似雙六之綵。琴坂今詳ならず、桑原里は布勢里の東北とす、大字桑原小犬丸、新宮、揖等あり、銅牙と云ふは小犬丸の名と相似たり。

(小犬丸)

出水

風土記に見ゆる里名とす、今の平井村にあたるごとし、半田村の北部、并に龍野町も(其南部)此里域中なりしを覺ゆ、出水里水無川と云ふは、卽平井川にして、半田に於て揖保川へ入る、細流水涸るゝこと多し、其畔に堰塞明神在り。

(平井)

風土記云、出水里、此村出寒泉、故因泉爲名、美奈志川、所以號美奈志川者、伊和大神子、石龍比古命、與妹石龍比賣命、二神相競川、妹神欲流於北方越部村、妹神欲流南方泉村、爾時妹神、蹈於山岑、而流下之、妹神見之、以爲非理、卽以指櫛、塞其流水、而從岑邊、闢溝、流於泉村、爾妹神復到泉底之川流、奪而將流於西方桑原村、於是妹神遂不許之、而作密樋、流出於泉村之田頭、由此川水絕、而不流、故號無水川。

(中垣內)

城山城址は平井村大字中垣內に在りと云說あれど、稍精しからず、平井の奥、井關の北三十町、越部の西嶺、東栗栖村大字善定の南とす、即粟栖の谷の中と謂ふべし。(古城記に、中垣內の城山を伊藤宗益の居城と云ひ、此城は高山嶮くして、谷深く長く山道にて、南北に籬を連ね、遠境白里も眼下に在り、誠に無双の要害なりと述へたり、然れども藩士一門が族滅したる城山は此に非ず、諸書皆此誤を傳ふるは怪むべき也)

半田

今半田村と云ふ、龍野の南とす、揖保川の西岸に臨み、一坐の丘陵あり、ツツジ山と稱す、春夏の交、一山の花錦繡をかざるがごとし。

東役山陽道之雜詩　賴杏坪

備山雖劣樹、播野入芳芬、曲柳圍頭雨、高花屋角雲、田毛民力異、人語國疆分、咫尺看猶遠、姫城林杪曛、

龍野

今龍野町と云ふ、民戶二千、揖保川の西岸に市街を開く、姫路を距る三里半、(山陽鐵道正條にある車驛を以て、龍野停車場と云ふ、本市街を距る四十町)郡衙此に在り。

龍野は近世脇坂氏の城下にして、西播の一小繁華なり、舊城の傍に塚原と云ふ地ありて、此に宿毛塚あり、風土記日下部里の條下に載する立野の出雲墓は是歟と云ふ、然らば龍野は舊立野と曰へし也。(土師の條を參考すべし)

(立野)(出雲墓)

揖保神社

龍野の西、日山に在り、丘に倚り南面し、石階を踏みて祠堂に至るへし、延喜式揖保郡天照神社を以て之に擬するものあり、舊稱三社明神と云へり、日山の四緣は峰相記に「小宅郷の万歳長者と、揖保の四コブの長者、互に聟舅となりて興を催す時、酒を樋にて大河を越渡しけり」と見ゆ。

(日山)

龍野城址

龍野町の中央、市山の北、鶏籠山の南腹に在り、鶏籠の北嶺を本山(標高四百米突)と云ふ。○古城記云、赤松播磨守政村の次男、刑部少輔村秀を龍野の祖とす、其子下總守政秀は、永正の頃、浦上討手の大將と爲り、浦上を退治す、其子左兵衛廣秀、天正五年、羽柴に從ひ奉り、但馬へ攻入玉ふ、乃廣秀に竹田

城を守らしめらる。○龍野は赤松廣秀但馬へ移住後、姫路の抱と爲り、木下家の人々之を守る、池田氏入部の後、家臣荒尾但馬龍野を守る、元和三年、本多甲斐守政朝、本城五万石を賜り、寛永四年小笠原壹岐守長知本城六万石を賜り入部す、寛永九年岡部美濃守宣勝之に代り、幾もなく京極刑部少輔高和之に代り子高豐讃州へ轉し城郭を毀却す、万治元年より城主中絶し、寛文十二年脇坂中務大輔安政入部、更に修築する所あり、爾後該州家累代の城邑たり、封五万三千石、明治維新に至る。○龍野志云、赤松家の時、山上に曲輪あり、池田家以後山下に築かる、万治元年廢城、一旦田圃と爲る、寛文十二年再修せられ、其後別に城主常住の別館を開かれたり。

越部郷

和名抄、揖保郡越部郷、訓古之倍。○今越部村幷に新宮村なるへし、龍野の北、林田の西にして、揖保川の西岸に部落散在す、安閑紀に「置越部屯家、牛鹿屯家」と見え、延喜式には越部驛々馬五匹と錄す、大市より越部中川の二驛を經由して、美作に通ずる間道ありしを知る、今大字馬立と云ふは卽越部の古驛とす。

（馬立）

越部里、舊名皇子代里、所以號皇子代者、勾宮天皇之世、寵人但馬君小津、蒙寵賜姓、爲皇子代君、而造三宅於此村、令仕奉之、故曰子代村、後至上野大夫、結卅戸之時、改號越部、一云、自但馬國三宅越來、故號越部村。(風土記)中世越部庄は冷泉家の傳領地たり、十六夜日記にこしべの庄の公訴の事見ゆ。書紀通證云、藤原俊成卿女、有越部禪尼、依父處分、領其庄、禪尼宅址、在一保村。名所圖會云、俊成の女卿は安嘉門院に仕へ、四條と申たる人なり、爲家卿の內室にして、越部傳領の後、地頭の妨ありければ、自關東に下向して訴訟したり、其時の日記を十六夜日記と云ふ、又越部細川村と云ひ、細川と云ふ流存す、(今大字中之庄一之保存す、細川と云ふは卽栗栖の流なり)

彌生の頃、播州細川村に下向し、越部の庄佐野の宮にて、　政爲

あふくぞよ三十年餘隔てきて佐野の宮垣朽ぬ契を、

三坂の社にて

うらみしよ三坂神ののみしめ繩めくり逢ふ身の命長くも、

昔住侍りし所、當時のあつかりの屋の侍るに寄宿し侍るに、

十とせあまり住てし山の奥深くのこるも淋し柴のかりいほ、(碧玉集)

政爲は、禪尼の七世孫と云ふ。

（狹野）

佐野は中之庄の南に其名遺る、揖保川栗栖川此にて落合ふ、風土記には「狹野里、狹野村、別君玉手等遠祖、本居川內國泉郡、因地不便、遷到此土、仍云此野雖狹、猶可居、故號狹野」

箸崎

今越部村の大字とす、佐野中之庄の東にて、揖保川を控りて、其南岸に民居す、又橋崎に作る、時宗の名僧國阿上人は此地に生れ、壯年には橋崎國明と曰へる武士なりき、永德中出家し、京都東山に多く遊行念佛の道場を開く。

鷲住山

今詳ならず、風土記云「越部里、所以號鷲住山、昔鷲多住此山、故因爲名、(膽孫雜當抄にも見ゆ)御室山、山石似閨、故號御室、御橋山、大汝命、積俵立橋、石似橋、故號御橋山」と、御室はタナクラと訓むべきに似たり、其山亦詳ならず、御橋山は卽箸崎の山脈を云ふ、山の西崖は河水に激蕩して、あまたの岩石露出し、奇景を成す、其箸崎の名義も、此山の形狀、鳥の嘴に似たれば起れる也。

新宮

今新宮村と云ふ、越部の北に接す、牙天神社在り、此社を新宮と云へるにや、村の西に覆舟狀の丘あり。

出雲國、阿菩太神、聞大倭國畝火香山耳梨、三山相闘、以此欲諫止、上來之時、到於此處、乃聞闘止、覆其所乘之船而坐之、故號神阜、阜形似覆。(風土記)

栗栖郷

和名抄、揖保郡栗栖郷、訓久留須。○今東栗栖、西栗栖の二村是也、越部新宮の西なる山谷にして、佐用郡三日月に隣接す、栗栖川は雨山五里にして、越部に至り揖保川に入る、風土記に金箭川と云ふ。(今大字金屋あり、金箭の譌也)○風土記云、栗栖里、所以名栗栖者、難波高津宮天皇、勅賜刊栗子若倭部連池子、卽將退來、殖生此村、故號栗栖。廻川金箭川、品太天皇巡行之時、御苅金箭、落於此川、故號金箭。阿爲山品太天皇之世、紅草生於此山、故號阿爲山、住不知名之鳥、起正月至四月見、五月以後不見、形似鳩色如紺。

（金箭）

千本

今東栗栖の大字にして、越部より三日月に至る間驛とす、天正五年、羽柴秀吉の上月攻の時、之を進軍して千本に宿泊したりと傳ふ。(淨福寺に依藤某の墓あり)

木山城址

今千本の邊なり、一說之を以て平井の中垣內と爲す、赤松記に「くるすと申所の上、城山の要害に從籠」とあれば、栗栖山中なること疑なし、龍野志に東栗栖村大字善定の南嶺、越部村大字市之保の西なる龜の山を以て此古蹟とす、曰く龜之山城は龍野臺山の北に連り、北は善定へ原に至り、西は井關谷とす、大手は市之保なり、搦手は[illegible]谷なりと云、山上分內廣く、石垣堀切段なざあまたあり、大池ありて、井關谷へ水落つ。(龍野志に據れは、龜之山は今東栗栖平井越部三村の交界にある嶺とす)

一本嘉吉亂記云、山名匠作、同右馬助は三千餘騎、九月八日、佐用、廣岡、千本村の河原に着陣す、同金吾か勢は書寫坂本より寄來、同九日城山切岸に責上り、火を放て終日合戰す、其夜城を百重に取卷、十日卯刻より矢合

[illegible]にけり、[illegible]て腹を切、凡頸數三百餘、討死の數五百餘と記せり、安[illegible]に依藤左衛門[illegible]は、[illegible]城へ手勢五十騎にて俄に打寄たり、歸る山路にて城山を見れば火手あがりける、早城破たりとて、千本村の地藏堂にて御腹を被召、堂の柱に辭世をぞ書れける、

此堂に立依藤の腹切は城山の城に煙立故。

赤松記云、赤松[illegible]方に御敵の事なれば都は申に及ばず、國々の御敵此國へ攻下り(中略)くるすと申所の上、城山の要害に、滿祐御父子籠られ候、各談合にて、此山にて御腹をめさる、御子一所に御生害候事、口惜候間、彦治郎殿伊勢の國司村上源氏一姓なれば、是を頼みて勢州へ御忍びの事も有けれ共、京都よりの御指により、國司の御抱も不叶、終に御自害、惣赤松どの一家果候、然ば播磨は山名殿賜り、但馬衆二十年下知し、當國の人には思ひ々々に、他國に牢人いたし候、其後次郎法師丸政則を赤松の家督に被召出、五才に成給ふを引立ける、治郎法師丸は滿祐の弟に、伊豫守義雅とて城山にて腹切給ふ人の子息、九才になりしを天[illegible]和南山中にかくし申、其後出家になし、性[illegible]坊と申、かの性[illegible]の御子なり。

峰相記云天[illegible]中、揖保郡に[illegible]使の武士侍りき、多くの勇士を[illegible]へ、[illegible]使を召從へ、西國の年貢官物を押止め、旅人を通さず、商賣を違[illegible]ぬ、[illegible]都へ西の[illegible]の篠に城を構へ、[illegible]を企る間、内山大夫、東横武者所、大市大夫、白國武者所、矢田部、石見等、[illegible]等を案内者にて、藤將軍文脩を差下し、終誅罰し[illegible]ぬ、其より彼山を城の山と名つく、仍て文脩將軍當國の押領使を給ふ云々。

(城山)

香山鄕

和名抄、揖保郡香山鄕、訓加吉也萬。○今香島村と改む、大字香山、[illegible]首、吉島、[illegible]等あり、新宮の北にして、宍粟郡界に接す、揖保川の左右に

[illegible]本名[illegible]、所以號[illegible]者、伊和大神占國之時、[illegible]立於山[illegible]、是亦似[illegible]、故號[illegible]、後[illegible]道守臣爲宰之時、乃改名爲香山、家内谷即是香山之谷形、如垣廻、故號家内谷、佐々村、品太天皇巡行之時、猿[illegible]竹葉而遇之、故曰佐々村、阿豆村、伊和大神巡行之時、告其心中熱而、控絶衣袖、故號阿豆、一云昔天有二星、落於地化爲石、於此人衆集來談論、故名阿豆、飯盛山、讃伎國宇達郡飯神之妾、名曰飯盛大刀自、此神度來、占此山而居之、故名飯盛山(近年香山の邊に、古墳を發きて、古鏡を得たり、金石索に載する天王日月鏡と其形式を同くしたり、風土記に謂ゆる毘古[illegible]にあらずや、又其村中の松山と云ふ處に、佛像一軀破鏡數面を得たることもありと云ふ、峰相記に香山村に佛堂ありしこと見ゆ)

(佐々)

宍粟郡

宍粟郡

本州の西北隅なる山地にして、揖保川の上游なり、今一町十八村に分つ、人口五万。(近世[illegible]田三万八千石)

宍粟は和名抄佐波と注し、風土記に「宍禾郡者、伊和大神國作堅了以後、堺比谷[illegible]、巡行之時、大鹿出己舌、遇於矢田村、爾勅云、矢彼舌在者、故號宍禾村、改號矢田村」(矢田と云ふ名は後世全く亡ふ)

風土記に「宍に遇ひし」と云ふ村里は今詳ならず、播[illegible]に宍粟は鹿猪の多き山なれば此名ありと曰ふ、其文字宍を完に作る、所以は[illegible]云「宍古肉字、宀下作六、俗作完全之完、誤也」

垂仁紀に「新羅王子、天日槍、乘[illegible]泊于播磨國在宍粟」と

(宍禾)(矢田)

[illegible]、宍[illegible]は[illegible]由[illegible]申なれば、[illegible]に流るへきに非す、風土記に依れば宍禾川の[illegible]なる揖保[illegible]の[illegible]川に至り、伊和大神と相争ふ、謂ゆる古書是なり、(垂仁紀の一書に播磨國出淺邑淡路國宍粟邑とあるは、後此相[illegible]せす)孝德帝國郡制置の際、揖保郡より本郡を割く、(比地鄕を見よ)後世宍を完に作り、又シサウと讀る。

安志鄕

和名抄、宍粟郡安志鄕。○今安師村富栖村是なり、林田川(片吹川)の源にして、一山谷を成す、東北に雪彦山峙ち、飾磨郡に跨る。

風土記云、安師里、本名酒加里、大神喫於此處、故曰酒加、後所以號山守者、山部三馬、任爲里長、故曰山守、今改名爲安師者、因安師川爲名、其川者、因安師比賣神爲名、伊和大神、將娉誂之、爾時此神固辭不聽、於是大神大嗔、以石塞河原、流下三形之方、故此川少水、此村之山、生檜杉黑葛等、住狼[illegible](安師川は即林田川とす、)

本州神社記に安志姬太神あり、今安師村の三森に在り、峰相記に「伊和大神の[illegible]子等は父神を崇め奉り、安志姬、若安志、庄田、[illegible]井[illegible]等、皆此[illegible]也」と述ぶ。

安師村の大字安志は近世小笠原氏の陣屋在り、享保二年、小笠原右三郎長興一万石、(家[illegible]秀政の[illegible]男忠脩、大坂夏陣に於て父子共に戰死し、其[illegible]の弟忠眞を以て家督とせられ、寛永三年に至り、別に忠脩か子幸松丸長次に[illegible]六万石を賜ふ、九年封を豐前に移されしが、享保元年、長邕の時[illegible]封せられ、更に弟[illegible]三郎長興に安志一万石を給せられ、遂に此地を存す)世襲して明治に至る。

峰相記云、安志の奥に、伊佐々王とて、高二丈餘なる大鹿の、二の角に七の草苅有り、身には苔生へ、數千の馬鹿を相從へ、人類を喰ふ間、勅使下向、衛士等を相催して、終に追殺云々と、小宮等の物語に申せ共、年紀等分明ならず、[illegible]村、[illegible]、安志[illegible]、大[illegible]之中、有

(安師)

七穴。

伊和郷

和名抄、完粟郡伊和郷。〇今神戸村(安積、安黒、島田)并に西谷村(安賀)奥谷(戸倉)等なるべし、宍粟川の源頭とす。

(神戸)伊和とは、伊和大神の鎮坐に依りて此名あり、中世以降には専ら神戸郷と稱したり、風土記之を雲箇里と云ふ曰く「雲箇里、土下下、大神之妻、許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗、故曰宇留加」と、今も安積の南に閏賀、并に(雲箇)伊和の大字遺る。

伊和神社

今神戸村大字須行名に在り、延喜式に伊和坐大名持御魂神社名神大とあるもの是なり、中世より一宮神戸大明神と稱し、(百練抄、建長元年、播磨國一宮燒亡とあり)今國幣中社に列す。

神祇志料云、伊和神社、今神戸郷伊和村に在り、即一宮也(百錬鈔、一宮記、峰相記神名帳頭注)大名持命の御魂を祭る(三代實錄延喜式)初大名持命國造堅の時、神功成終て後、伊和村に至り於和と云て鎮り坐き、故仍て伊和大神と稱奉りき(參前播磨風土記、延喜式)大同元年、神封十三戸を充給ふ。(新抄格勅符)〇峰相記云、一宮伊和大明神は、素盞嗚尊第一皇子、男己尊、白山妙理權現と顯坐、爰に神功皇后三韓を攻給時、副將軍として彼戰場に向坐、靜謐の後、皇后歸洛の時、得異賊勝に乘事有ば、中國の諸神を相催て、貢賦可き由、御約諾を崇り、當國神戸の地、四方山廻り河流れ、谷口無双の要害たる間、此に陣取、後襲去の体を顯し坐、其後數百年を經、師安元年甲申、伊和恒郷に託して此地に我を崇むへしと云々、神殿を造り、任國の宰吏先參詣、當國第一宮として、正一位を授らる。〇伊和大神は風土記に占國之神(葦原志許男)と稱し、其天日槍と爭地の事、神代史上の一大關鍵とす。

安積

今神戸村の大字にして、山中の小驛市なり、山崎の北三里、但馬因幡に向ふ山道あり。赤松の一黨に安積氏あり、此地の郷士なりけん、累代の家とす。赤松記に「嘉吉元年六月廿四日に、御所義教公滿祐宅へ御成申請、大名御供なり、わき能に鵜の羽を仕る、中入の時、御庭へ惡馬を放て、安積監物行秀と申者、公方樣へためつけをいだし、やうなく討申候、御年四十八にならせ給ふ」と又天正以後は離散したるにや、新編會津風土記に安積文書を收む、其始末を述ふるに家祖安積太郎兵衛尉盛氏は赤松律師則心に隨從し、赤旗一揆として元弘三年五月より諸所に軍忠を致す、先大塔宮の令旨あり、

爲東夷追討可令馳參者　二品王令旨如此仍執達如件

元弘三年五月二日　左少將　經吉

英積太郎兵衛尉殿

盛氏の子平次盛兼は、貞和觀應文和の年號ある軍忠狀に見ゆ、中にも一書、赤松四郎兵衛尉、宇野備正に從ひ合戰の事見え、

一 文和元年九月廿六日當國賀屋新庄合戰
一 同十二月八日於同莊新田金屋以下凶徒退治
一 文和二年二月廿六日於高岡南條合戰
一 同三月八日於篠山莊合戰
一 文和三年十月以來御所在國之間馳參于弘山之陽但州御下向石堂右馬頭手者湯浅次郎左衛門尉楯籠當國揖大屋莊間馳向十一月廿八日城郭追落在家燒拂訖

又貞治三年、赤松律師則祐の證狀に、

播磨國安積保下司文職并三方西郷文職姫道村田畠等知行云々

とあれば、安積の地頭なるを知る、又天正年中、羽柴秀吉より安積將監田路五郎左衛門へあてたる感狀あり、此頃より本領を離散したる歟。

上野

今安賀、齋木の諸村と合し西谷村と改む、玻璃谷とも稱す、安積の北とす、西谷の大字皆木に延喜式邇志神社あり、(神社記に若庭志神に作る)社名は邇志谷による。

(邇志)風土記に「雲箇里、波賀村、占國之時、天日槍命、先到此處、伊和大神後到、於是大怪之云非度先到之乎、故曰波加村、到此處者不洗手足必雨」と載す、波加は今其名を聞かず。

引原

今戸倉、道谷、野尻等と合同し、奥谷村と云ふ、西谷の北にして、完粟川の水源とす、西北戸倉峠を踰ゆれば因州八東に出つべく、東北道谷峠を踰ゆれば但州大丘に至るべし、音水山に鐵坑あり。(戸倉峠より安積まで凡六里)

染河内

安積の東なる山村也、其溪流は西流、三方川と共に安積に於て完粟川に入る、安積より此完を經て神崎郡寺前驛に通する間道あり、又大字能倉に延喜式庭田神社鎭坐す。

三方郷

和名抄、完粟郡三方郷。〇今三方村、下三方村、繁盛村、染河内村是なり、伊和郷の東にして、完粟川の一支源とす、東北嶺は但馬の佐囊明延と相界す、倉床山に金銀坑あり、又別に鐵坑あり。

風土記云、御方里者、葦原志許乎命、與天日槍命、到故黑志介嶺、各以黑葛三條、著足投之、爾時葦原志許乎命之黑葛、一條落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條落此村、故曰三條、天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占但馬伊都志地、而居之、一云大神爲形見、植御杖於此村、故曰御形。(一本黑志介を黑土志嶺に作れり、今何峰にあたるやを知らず)

(公文)御形神社は延喜式に列す、今三方村大字公文に在り、三方驛の北とす、安積より三方驛まで二里、公文まで更に一里、其北嶺は明延銅山なり、其山道を富士野峠と云ふ、

又東なる倉庄與原の諸部落は、近年[illegible]村と改む。

五十波

今田井、與位、茂利等を合同して神野村と云ふ、神戸の南にして野口谷と稱する地なり、風土記には「石作里、伊加麻川者、大神占國之時、烏賊在於此川、故曰烏賊間川」と述ふ、伊加麻轉して五十波となれるなり、烏賊云々は附會の辭なるべし、名義不詳。○近年、五十波の福壙と云ふ處に、古墳を發き土器并に玉數枚鍔一箇刀一口等を得たり。

廣瀨城址

播州古城記云、廣瀨鄉五十波村、朝來山城主、宮内少輔師頼は赤松信濃守の五男、廣瀨の元祖なり、五代(積康則光祐茂)相續し、天正の頃は宇野下野守此城に居り、羽柴秀吉攻め玉ふ時開き退くと也。○豐鑑云、西播磨廣瀨といふ所に、宇野の某と云者城を構へ、秀吉にしたがはざりければ、兵を遣し是をかこみ給ふ、その頃連歌に名有紹巴、都より下りてありし、發句に(天正八年のことなり)

篝火に鵜の首ひゆる廣瀨かな

となんいひ侍りぬれば、秀吉はゝゑみあへりとぞ、宇野叶ましとや思けん、城を拔出西國の方へぞ落しを、追かけて道にて討留侍りぬ。

(與位)與位に延喜式與比神社あり、峰相記神社記には與位子勝二座と爲す、壯橋に野原瀧あり、高百尺餘。

石保鄉

和名抄、完粟郡石保鄉。○今神野河東井に山崎の地にあたる歟、石保を高山寺本には石作に作り、以之都久利と注せりと、風土記にも石作とあり、東鑑寛永三年石作庄播磨とあるも此ならず、然れども近世に至るまで須加の邊に石保谷の名を遺れり、(今河東村)

(石作)蓋伊和より分れる石作と爲り、又石保に改めし歟、風土記云、石作里、本名伊和、石作首等居於此村、故庚午年爲石作里、阿和賀山、伊和大神之妹、阿和加比賣命、在於此山、故曰阿和賀山。

須賀

今河東村と改む、山崎の東とす、古今要覽稿に近世此地(舊莊須賀村)に銅鐸一口を發見したりと云、後紀、弘仁十二年、播磨國掘地得鐸の類歟。○峰相記微考云、伊和大明神遙拜所は須賀村の北に在り、俗に篳篥宮と云ふ、往昔神戸路險路なれば、此より遙に一宮を拜し奉る。

山崎

今山崎町と云ふ、完粟川の西岸なり、西谷川西北より來り此に相會ふ、人口四千、一郡の首邑と爲す、龍野を距る五里、鳳山の周の麓に在り。

山崎一万石は本多氏の所領なりき、初め姫路城主甲斐守政朝の次男、肥前守政信、寛文中封土万石を賜り、其子肥後守忠英に至り山崎に食邑を定められ、陣屋を置く、延寶七年の事とす、之より先元和元年、姫路池田家宰輝六万石を石見守輝澄に分知す、寛永十七年輝澄家臣の訴ふる所と爲り、封内不治の故を以て除封せらる、青蓮寺(日蓮宗)は輝澄の建立にして、寺祿百石を給付したり、今に存す。

地學雜誌云、山崎の地たる、其東西十五町南北五十町許の平地にして、揖保川其東部を流れ、周圍山を繞らし、南方纔に百五十間の水路を開くのみ、此盆地は往古の湖底にして、一朝地裂りて南方の山脈潰決し、次第に干潟となり、今の骨腹の地を現出したるに非ざるか。

高家鄉

和名抄、完粟郡高家鄉。○今蔦澤村なるべし、五十波の西なる山谷にして、西谷とも稱せらる、西谷川の水源小茅野に鐵鑛を産す。(近世は高家をカウゲと訓みたり)

峰相記云、水鏡に押磐皇子の御子二人(中略)此二王子完粟郡に迯け隱給、御所は當時の高市庭にて、郡司に誰ぞや、菅野高家の邊に在り、御卽位の後其忠に當所を給さ市傳へたり。

(蔦澤)西谷川は伊澤川とも云ふ、山崎の北に於て完粟川に入る、風土記に「高家里者、天日槍命告曰、此村高勝於他村、故曰高家、有稱太川、又有[illegible]村、[illegible]、牟里[illegible]之」と稱太川は伊澤川の舊名と相同し、[illegible]村は今菅野村の[illegible]田ならん、風土記に須野鄉なければ、須野(今菅野)も高家より分ちしものとす。

延喜式大倭物代主神社を、神祇志料には高家鄉[illegible]谷の諸須明神にひきあてたり、然れども神社記に物代主明神と諸須明神とは各別とす、不審。(古事記孝安帝の皇子に、大吉備諸進命あり、諸[illegible]神卽此皇子歟)

貊野鄉

和名抄、完粟郡貊野鄉。○今菅野村是なり、

(菅野)近世貊野谷と云へるは、山崎附近をも之にこめたり、此鄉名は風土記に載せず、高家の南部を分割したるに似たり、西は土萬鄉及び廣岡鄉(佐用郡)と山嶺を以て相限る。(高山寺柏野に作り、加之八乃と注す)

比地鄉

和名抄、完粟郡比地鄉。○今城下村、戸原村是なり、山崎の南にして揖保郡香山鄉に隣接す、比地の大字は城下に遺る、風土記云、比治里者、難波長柄豐前天皇之世、分揖保郡、作完禾郡之時、山部比治、任爲里長、依此人名、曰比治里。

延喜式雨祈神社は、今城下村大字千本屋の貴[illegible]明神是なりと云ふ、神社記に此名なくして、保食皇后伊多頃の三明神あり、今存否を詳にせず。

宇波良

今川戸と合せ戸原村と云ふ、川戸は風土記川音に作る、本郡南端の村里にして、揖保川の東畔に在り。

風土記云、比治里、宇波良村、葦原志許乎命、占國之時、欲此地小狹如室戸、故曰表戸、比良美村、大神之褶落於此村、故曰褶村、今人云比良美村、川音村、天日槍命、宿於此村、勅川音甚高、故曰川音村、庭音村、本名庭酒、大神御粮、枯而生糆、卽令醸酒、以獻庭酒、而宴之、故曰庭酒村、今人云庭音村、奪谷、葦原志許乎命、與天日槍命、二神相奪此谷、故曰奪谷、以其相奪之由、形如曲

葛、稲舂岑(イナツキミネ)、大神令舂於此峰、故曰稲舂崎、其犠飛到之處、即號犠前。

土萬郷(ヒヂマ)

（柏野）

和名抄、完粟郡土方郷。○土方本寺土方に作る、高山寺本には土方、比知末と注せり、今土萬村、三河村、千種村是なり、郡の西偏にして、全く山谷を異にし、其水流は皆佐用郡に入る。

本郷は西は美作吉野郡、北は因幡八東郡と各山嶺を以て相界す、方數里の山谷、風土記に柏野(カシハノ)里と云ふにあたる「柏野里者、柏生此野、故曰柏野、伊奈加川、葦原志許乎命、與天日槍命占國之時、有嘶馬、遇於此川、故曰伊奈加(イナカ)川、土間村、神衣附土上、故曰土間」と、この伊奈加川は即土万川にして、佐用郡に入り志文川と爲る。（此柏野里は後世土方柏野二郷と爲る歟）

千種(チクサ)

（千草）

土方の西なる大溪谷にして、北を千種(チクサ)村と云ひ、南を三河(ミカハ)村と云ふ、（山崎より此に至る五六里の險阻あり）其溪水を熊見川と云ふ、又千種川上津川と唱ふ、南流して佐用郡を貫き、赤穂の假屋新濱に至り海に入る、長十八里。

千草驛は千種谷の中央に位置し、風土記に敷草村と云ふは蓋是也「柏野里、敷草村、敷草爲神坐、故曰敷草、此村有山、南方去十里許、有澤二町許、此澤生菅、作笠最好、生梔枌栗黄連葛等、生鐵、住狼羆、飯戸阜(イヘノヲカ)、占國之神、炊於此處、故曰飯戸阜、阜形亦似竈並甑等。」

千草鐵は風土記にも見え、今に至りて名産とす。貿易備考云、ハガネは鋼鐵、鉦鐵、又は錬鐵と稱し、俗業合有鐵とも曰ふ、本邦には播州千草に出つるものを以て上とし、雲州伯州石州の産之に次く。

三河(ミカハ)

今三河村と云ふ、大字船越(フナコシ)に瑠璃寺あり、眞言宗（舊寺領五十石）修驗道の行場なりき、峰相記に、船越山者行基建立藥師本尊と云へり。

佐用郡

佐用郡(サヨ)

（狹夜郡）

完粟の西南、赤穂の北なる小郡なり、其西北は美作と山嶺を以て相限る、千種川の中游とす、今十二村に分ち、人口二万三千、佐用村に治所を置く。

本郡は和名抄佐用と注し、天智紀に狹夜(サヨ)郡、風土記に讚容郡に作れり、名義不詳、（佐用郷の條に五月夜の說あり）

近世撿田二万三千石

―――――・・・・○・・・・―――――

廣岡郷(ヒロヲカ)

和名抄、佐用郡廣岡郷、（今詳ならず、三日月村及び廣山、末廣（今大廣村に入る）淺原(アサハラ)（今西葉栖村に入る）等、本郡最東の地に擬すべきごとし、廣岡後世轉して廣山と爲れるやも知るべからず（風土記中川里の分地とす）赤松の一門に廣岡氏あり。

三日月(ミカヅキ)

今三日月村と云ふ、乃井野、志文、下本郷等之に屬す、土方川北より來り、葦原川を合ひ、西流して久崎村に向ふ、作州街道は德久西栖より三日月に至り、德久上月に向ふ。

三日月は孤村なれど、森氏一万五千石の陣屋ありし所なり、元祿十二年、作州津山城主美作守長成絕家の時、其叔父對馬守長俊を本州乃井野(ノヰノ)に封せらる、乃井野村の三日月原に陣屋を置き、世襲して明治維新に至る。

（乃井野）

風土記云、中川里、彌加都岐原者、難波高津宮天皇之世、伯耆加具漏、因幡邑由胡、二人、大爲驕溢、以清酒洗手足、於是朝廷以爲過度、遣狹井連佐夜、召此二人、爾時佐夜仍悉禁二人之族、參赴之時、屢漬水中酷拷之、中有女二人、玉纏手足、於是佐夜怪問之、答曰、吾此、服部彌蘇連、娶因幡國造阿良佐加比賣生子、宇奈比賣、久波比賣、爾時佐夜驚之、此是執政大臣之女、即還送之、所送之處、即號見置山(ミオキヤマ)、所溺之處、即號美加都岐原。○文化十一年、三日月の下本郷に銅鐸一口を發見したること、古今要覽稿に見ゆ。三日月の南に莇原(アザハラ)あり、今西栗栖村と稱す、莇の字不詳。

船引(フナヒキ)

（莇原）

近代には莊名に呼ぶ、三日月邊の村落に冠らせたり、風土記には中川里引船山と云ふ、本此地とす。風土記云、中川里、引船山、近江天皇之世、道守臣、爲此國之宰、造官船於此山、令引下、故曰引船、此山住鵲、一云韓國烏、栖枯木之穴、春時見之。

中川郷(ナカツカハ)

（久[illegible]）

和名抄、佐用郡中川郷、（今德久(トクサ)村なるべし、三日月の西にして、千種川北より來り之を貫く、方俗上游には上津川と云ひ、此にて中津川と呼べるごとし、然れども近世中川の名全く亡ひ、柏原庄德久村と呼ぶ。

中川は延喜式に中川驛馬五匹とありて、山陽道の本路、大市より分歧して、越部中川を經、美作に至れるものとす、又風土記に中川里とありて、和名抄中川廣岡の二に分つ　風土記云、苫(トミ)編首等遠祖、大仲子、息長帶日賣命、度行於韓國之時、船宿淡路石屋、爾時風雨大起、百姓悉濡、于時大仲子、以苫作屋、天皇勅云、此爲國富、即賜姓、爲苫編首、仍居此處、故川號中川里。○史徵墨寶考證云、中津川の地名今は湮したり、播磨鑑に熊見川を下にては久崎川と云ひ、上には上津川といふとあれば、中津川の所在も推して知らるべし、赤松師律師名は則祐、中津川殿と稱す、圓心の三男、後に守護職を襲く。

天一神社(テンイチ)

今德久村の東、大畠の馬村山に在り、文德實錄天安元年、天一神授位、延喜式、天一神玉神社とあるもの是也、[illegible]記には天一明神と錄し、方俗テンイチと唱ふ、蓋天武帝の朝に、[illegible]を祀る所のものとす。○神祇志料云、延喜式一本、神玉を神王に作り、文德實錄、

天一神に作る、未だ孰れ是とも決難し、和名抄に宿[illegible]に「天一神、和名宗加乃美、天女化作也」なりとあるに因て、故外國の天一神を祭る如く云ふも聞あれど、古本の謂に阿女比止□原牟太未とあり、播磨風土記天目一箇神の此國に坐し事あるを以て考ふるに、天目一箇神の神靈を祭れる者なる事著し。○栗田氏風土記標注云、天智紀に「戊辰此歲、播磨國司岸田臣麻呂等、獻寶劍言、於狹夜郡人禾田穴内獲焉」とある寶劍の事は「昔近江天皇之世、有丸部具也、是仲川里人也、此人買取河内國免寸村人之寶劍也、得劍以後、擧家滅亡、然後苫編部犬猪、圃彼地之墟、土中得此劍、土與相去廻一尺許、其柄朽失而、其刃不澁、光如明鏡、於是犬猪即懷佐心、取劍歸家、仍招鍛人、大燒不當而止、於此犬猪以爲異劍、獻之朝廷、後淨御原朝廷、甲申年七月、遣曾禰連麿、返送本處、于今安置此里御宅」と風土記中川里の條に見ゆ、式に天一神玉神と云ふは、此神を祭れるにはあらじか、安置御宅と曰へり。

柏原鄕

和名抄、佐用郡柏原鄕。○今中安村なるへし、中川鄕の西南に接し、中島、安川、米田等の大字あり、近世中川の鄕名亡び、其舊域をも柏原莊とは呼へり。（廣岡鄕の西、大田鄕の東とす）

風土記云、柏原里、由有柏生、號爲柏原、筌戶、大神從出雲國來時、以島村岡爲呉床坐、而筌置於此川、故號筌戶也、不入魚而入鹿、此取作鱠、食不入口、而落於地、故去此處遷他（今筌戶の名は聞かず、島村岡と云ふは中島の古名なるべし、公文川の流此にて千種川に相會ふ）

（中島）

佐用鄕

和名抄、佐用郡佐用鄕、訓佐與。○今佐用村長谷村是なり、德久の西北、小嶺を隔つ、（太平記に見ゆる佐用庄は此と異なり、本郡幷に赤穗に渉り、數鄕を籠めたる總名なり）

風土記云、大神妹妹二柱、各競占國之時、妹玉津日女命、捕臥生鹿、割其腹而、種稻其血、仍一夜之間生苗、即令取殖、爾大神勅云、汝妹者五月夜殖哉、即去他處、故號五月夜郡、神名贊用都比賣命、今有讚容町田也、讚容郡事、與里同、

（讚容）

鹿庭山

風土記云、讚容郡、玉津日女命拔殺山、號鹿庭山、山四面有十二谷、皆有生鐵也、難波豐前朝廷始進也、見顯人別部犬、其孫等奉發之也。○鹿庭山今詳ならず、神社記にも鹿庭明神あり。

佐用

今佐用村と云ふ、山中の小驛市にして、今本郡の治所とす、佐用城址は此に非ず、平福村に在り。

佐用神社は、延喜式「佐用都比賣神社」、續後紀「嘉祥二年、佐用津姫神、預官社」今本村大字本位田に在り、峰相記に此神を大作佐提彦の妻、松浦佐用姫と爲し「姫東國に行きけるが、悲歎限り無く、此地にて死去し畢ぬ、是を崇めて佐與姫明神と號し、此地を佐與郡と云」と述べしは、大に誤れり、佐用鄕の條を參考すべし。

長谷

佐用の北なる村なり、赤松則景、佐用郡長谷の高山城に居ると云ふ、即此とす。

平福

長谷の北なる大村なり、佐用驛を去る一里半とす、近世佐用城の在りける頃の城下町なれど、煙火蕭條、戶數三百許。

佐用城址

播州古城記云、平福山城主、佐用兵庫助範家は得平刑部大輔範信の子にて、佐用家の祖也、元弘元年、赤松則心六波羅責入の時、久我繩手の合戰に、名越高家を射殺せし人也。○佐用は天正中、羽柴氏征伐の時も城塞あり、元和元年、池田右近大夫輝興、本郡二万五千石を分知したり、即本城に入りし氏、寬永七年、輝興赤穗郡に轉す、爾後城廢す。

江川鄕

和名抄、佐用郡江川鄕。○今江川村、平福村是なり、佐用鄕の北にして、作州吉野郡に入る山谷あり、杉坂と云ふ。

風土記云、讚容里吉川、本名玉落川、大神之玉落於此川、故曰玉落今云吉川者、稻狹部大吉川、居於此村、其山生黃連、接見、佐用都比賣命於此山得金鉾、故曰山名金肆、川名接見、伊師、即是接見之河上、川底如床、故曰伊師（此に吉川とあるは、和名抄に分ちて江川鄕とある地とす、金肆山は佐用の西南なる高倉山ならん、接見川は佐用を流るゝ水なるへし）

杉坂

今江川村大字大畠より作州吉野郡讚甘村に通ずる山徑を云ふ、或は中山峠と云ふ、即山陽道（因幡街道）に通く別路とす、太平記に兒島高德が帝を舟坂山に待ち奉りしに、山陽道に赴きたまふと聞き、杉坂に到れば、帝駕已に此を過ぎ玉へりと述ぶるは、蓋此を指すごとし、一說幕山村より英田郡江見村へ通ずるを、古の杉坂峠とす。

幕山

江川の西なる山村なり、大字本鄕、福吉、金屋等あり、此地は古の宇野鄕の域かと想はるゝも、徵證なし。

宇野鄕

和名抄、佐用郡宇野鄕。○今詳ならず、幕山村及び西莊村の西部、大字宇根などを指すに似たり。

（雲濃）

風土記云、雲濃里、大神之子、玉足日子玉足比賣生子、大石命、此子稱於父心、故曰有怒、鹽沼村、出海水、故曰鹽沼。○按するに宇野氏とて、赤松の一家號に其名あるは、此を本據とするにあらずや、高田鄕にも宇野山の大字遺る。

速瀨鄕

和名抄、佐用郡速瀨鄕。○今西莊村に早瀨の大字遺る、此鄕は西莊の東部なる早瀨、上月の南、久崎村を籠めしごとし、佐用柏原二鄕の西とす。

風土記云、速湍里、依川湍速、爲名、速湍社坐神、廣比賣命、散那都比賣弟、凍野、廣比賣占此土之時、凍冰、故曰凍野凍谷村。

上月城址 今西荘村大字上月の南、大平山に在り、(佐用驛の西南一里半、作州英田郡土居江見へ通ずる大路は、此傍を經由す)

山中鹿介拜月圖　竹外

百戰何曾假義旗、馬頭望拜月如眉、天荒地老無窮恨、獨有清光似舊時、

上月城は、天正五年、雲州尼子の遺臣、山中鹿之助幸盛の據れる所とす、其義勇の始末は多く軍書に讓る。豐鑑云、天正五年十月、播磨の國を信長より秀吉に預給へば、彼國へ行向ぬ、東播はみな隨ひつきし、中にも小寺官兵衛は素より心ざし深かりけり、西播佐用上月の城などは仰がざりげれば、彼藩に軍を向、上月の城を落し、其外背くをば殘め、隨ふをば近付、五月の城には山中鹿之助といふものを居守らせ、江北に歸り給ふ、翌年、毛利の一軍西播上月の城を幾重も圍ぬ、鹿之助後責請けれど、秀吉小寺氏など催加て向ひ、高倉山に軍立し給ふ、毛利家大勢なれば、かうかうの趣信長卿へ早馬をうたせければ、太郎城介信忠主を大將としてむけられ、信長も出立給はんと有しを、此勢ども明石高砂の邊にありて、高倉の表へは行もやらず、剰信長卿の出給はんをも折々止め、高倉をば退きたらむにしかじとて、信長卿に云送りしかば、彼等がいふに任せ、筑前守軍を退べしとありしかば、心えずながら力に及ばず、力なく高倉山を退て書寫山に歸りぬ、城の中には後責をこそ頼しに、かく退ぬれば詮方なく、毛利家に和を請くだりぬ、後備中國かうべ川にて失はれけるとなん、秀吉やがて信忠卿のもとへ往て今度上月表へ旗をよせさせ給はゞ、毛利家の根を絕ちて亡失、中國筑紫までも信長卿の御心の儘なるべし、秀吉は數まへられぬ身なれば、ともかくもあれ、鹿之助をすてさせ給ひしは、西の國のはてまでも御名を流し給ふ口惜さ、俊臣の心ざし昔しも今もしかなるにこそと、はゞからずいさまく云々(高倉山は上月の東、早瀬の邊に在り)

(西荘)

(高倉山)

久崎 今久崎村と云ふ、千種川此にて佐用川を容れ南流す、故に此より以南に久崎川の稱あり。(以南は即赤穗郡赤松上郡の諸村とす)

櫛田は今久崎村の大字とす、山中飛瀧と稱する瀑布あり、又赤松の一族に櫛田氏あり。

大田郷 和名抄、佐用郡大田郷。○今詳ならず、赤穗郡赤松村にあたるごとしと雖、尚確實を缺く、風土記邑寶と云ふ。

風土記云、邑寶里、彌麻都比古命、治井訖粮、即云吾占多國故、曰大村、治井處號御井村、鍫柄川、神日子命之鍫、令採此山、故其山之川、號曰鍫柄川、室原山、屏風如室、故曰室原、久都野、彌麻都比古命告云、此山踰者可崩、故曰久都野、後改而云宇努、其邊爲山、中央爲野。

(邑寶)

赤穗郡

赤穗郡 本州の西界にして、千種川の下游にして、南は海に傍す、今一町十五村、郡衙を加里屋に置く、人口六万五千。(近世檢地三万五千石)

赤穗郡(和名抄阿加保と注し七郷に分つ)風土記に此一郡を缺く、大安寺資財帳に

播磨國赤穗郡十町多太野四至東榎村前南胥前西麻布前北百姓墾田右天平十六年歲次甲申納賜者

とあるを初見とす、多太野は今詳ならず、赤穗の名義亦詳ならず。(天武紀七年の條に、和州の赤穗と云ふ地名を錄せり)

赤市　海荘

播夜速游赤名區、港口新開花港衍、戸々[illegible]臨紅[illegible]斜、茜裙伊賣女郎魚。

赤松 本郡北偏の溪谷(千種川)を赤松谷と云ふ、今赤松村と稱す、(一說此谷は和名抄佐用郡大田郷と云へり)大字赤松、苔縄、楠木、大枝、河野、大酒、岩木等あり、沿溪二里に餘る、即中世赤松家の興起せる故里にして、白旗苔縄以下の舊跡を遺す。

「赤松家風條々事」に載せたる系圖に、具平親王四世孫「季方、始住赤穗郡赤松庄、自是曰赤松」その子「季則、播磨守住白幡城」その子頼則、その子「則景、住佐用郡長谷高山城」その子家範、その子久範、その子茂則、その子「則村、御俗名孫次郎殿、播磨守御道號月擇、御法名圓心」その子範資、貞範、則祐、氏範と見ゆ、本書は天文比の修撰と想はるゝが、

御一家衆　七條殿、伊豆殿、有馬殿、上野介殿、在田殿、本郷殿、廣岡殿、永良殿、葉山殿、

御一族衆　下野殿、遠江殿、能登殿、宇野、間島、上月、竹原、別所、三枝、大田、佐用、釜内、豐福、中島、中山、得平、福原、水田、

當方御年寄　浦上、喜多野、富田、小寺、中村、上原、堀、櫛橋、依藤、明石、藥師寺、小瀬、城所、石見、後藤、衣笠、

と、其盛時には美作備前并に攝津をも兼管し、門葉黨類四州に散在し、五百年間の久きに渉る、播州第一の名家と謂ふへし、氏族志に「赤松、村上源氏、侍從師季坐事、竄于播磨、生季房、季房子季則、居赤松邨、因氏焉、生頼則、爲播磨守、子孫多襲其職、頼則玄孫茂則、生則村、即入道圓心也」(本傳には久範初稱赤松氏と曰ふ)と云へり、則村を中興と爲すへし。赤松記云「右大臣顯房の御子季房、播磨の國佐用庄赤松谷といふ所にながされ給ひて、其子孫住給ふ、かくて五代目を則景と申、此人宇野

といふ所を過行し、宇野名字の元祖なり、此時關東に下り給ひて、北條殿の御敵となつて、承久四年七月、佐用庄地頭職を、御恩に御下文を給ふなり、是よりして宇野[illegible]云々、[illegible]を以て[illegible]すべし、赤松宇野之より起る、佐用庄と云ふは佐用赤穗兩郡に渉れる私田にして、赤松宇野得平等は其名田なり、赤松[illegible]、[illegible]守四郎其子二人あり、第二は宇野新太郎円蓮、其弟[illegible]平三郎、是は佐用庄の内得平名といふを取たるにより、円得平と名る、[illegible]（[illegible]を[illegible]するに、[illegible]は山田[illegible]とも云ひ、寛久二年の條に見ゆ、文治六年の條に宇野[illegible]あり、正治三年の條に山田左衛門尉家範あり、元久二年の條に得平三郎[illegible]あり、寛治二年の條に赤松次郎左衛門尉[illegible]あり、其[illegible]田、[illegible]等の[illegible]の人々も見ゆ、當時已に西播[illegible]の大名たりしを想ふべし。

白旗城址

赤松の[illegible]に[illegible]の[illegible]て築く所と稱す、大字赤松の東南にして、白幡山と云ふ、太平記に、延元元年二月、赤松[illegible]村[illegible]に據て[illegible]ず、官軍[illegible]往討功なし、五月[illegible]を解きて[illegible]事見ゆ、[illegible]村[illegible]を[illegible]に[illegible]り、其子[illegible]、其子[illegible]、其子[illegible]、嘉吉元年、満[illegible]将軍[illegible]を京[illegible]に[illegible]し、[illegible]國に[illegible]り守備を[illegible]す、細川山名の[illegible]、[illegible]の城山に據り、防[illegible]ず自害す、乃[illegible]、[illegible]の守[illegible]を山名[illegible]に[illegible]せられ、赤松の[illegible]して、[illegible]するもの二十[illegible]年、應仁の亂に、[illegible]政村[illegible]し、[illegible]を復す、然れども政村は白旗に入部せず、[illegible]を以て屋形と爲せり、[illegible]の[illegible]を白旗城の事と爲すは[illegible]なし、永正十七年の亂に、[illegible]村（[illegible]の養子）[illegible]上中村を[illegible]たんが爲めに、[illegible]まで[illegible]の事赤松記に見ゆ、[illegible]城は赤松氏初代の要害にして、後廢す。○永正十七年、赤松[illegible]も、はしさきまで御[illegible]出され、其後[illegible]城へ取[illegible]、[illegible]に中村[illegible]に及ぶ、[illegible]十六日[illegible]を打[illegible]、小寺[illegible]子[illegible]八、下[illegible]、[illegible]より小[illegible]へ、あらくにて御[illegible]、此[illegible]にて[illegible]上[illegible]になる[illegible]

苔縄城址（[illegible]）

赤松の大字[illegible]に[illegible]り、白[illegible]の西にして、一[illegible]なつるのみ、太平記に、元弘三年、赤松[illegible]子大[illegible]の[illegible]を[illegible]じて此に[illegible]り、[illegible]山里の二所に[illegible]す[illegible]、其[illegible]山[illegible]道を切[illegible]けることを見ゆ（名所[illegible]法雲寺は[illegible]心入道の建立と、[illegible]記に[illegible]年中、[illegible]國山[illegible]の時、[illegible]より万人群集の事見ゆ、寺[illegible]の[illegible]山[illegible]村と[illegible]は同人にあらず。

（法雲寺）

河[illegible]林寺は[illegible]の建立にて、[illegible]心[illegible]に[illegible]び其[illegible]の木像あり。○赤松[illegible]條々に「[illegible]内、[illegible]寺[illegible]内、入部[illegible]て[illegible]候、[illegible]下[illegible]候て、[illegible]たる事に候」また「[illegible]寺[illegible]御[illegible]、不[illegible]御一人（[illegible]）[illegible]も御[illegible]於東西[illegible]何事も如先々」この[illegible]も赤松氏の[illegible]所なりしと見ゆるが、其遺跡を知らず。

鞍居

赤松村の東なる横溪なり、野桑、金出地、大富等の大字あり、延喜式鞍居神社は、其金出地に在り、延喜式に鞍居をクラヲキと讀める本あり、依りて今クラヲキ村と呼ふ、神社記に鞍位明神と錄すれは、クラヰと云ふは誤れるのみ。

高田郷

和名抄、赤穗郡高田郷。○今高田村是なり、[illegible]居の南にして、高田[illegible]、宇野山、佐用[illegible]、[illegible]井[illegible]の大字あり、延喜式に高田[illegible]と云ふも此とす

八野郷

和名抄、赤穗郡八野郷。○今矢野村、若狹野村是なり、高田郷の東南に隣接し、揖保郡と相[illegible]す。

東鑑に「文治元年、[illegible]、[illegible]矢野[illegible]寄」と云ふ、[illegible]に[illegible]、[illegible]、赤松[illegible]矢野[illegible]主、彥五郎[illegible]は信濃守（七條[illegible]）の四男にて、[illegible]の祖也。

矢野の[illegible]山を三野山と云ふ、[illegible]寺あり、[illegible]に、[illegible]内[illegible]の[illegible]に[illegible]す、矢野[illegible]二人[illegible]りしを、[illegible]を結で[illegible]か、三年の後に[illegible]と云ふ

（矢野）

若狹野

矢野村の西南、有年の東、[illegible]の西とす、[illegible]入野等の大字あり。

[illegible]國[illegible]名[illegible]ところ[illegible]女院[illegible]御下文しつかに申なすへく候（中[illegible]）寛久十年二月（[illegible]文書）

天[illegible]四年九月廿[illegible]日、[illegible]使、山[illegible]上[illegible]案中云、[illegible]文元、[illegible]、[illegible]文[illegible]、[illegible]以久[illegible]、下[illegible]之由、只今日十七日、[illegible]年也、[illegible]文、[illegible]之間、[illegible]下[illegible]八野[illegible]、[illegible]山合[illegible]之間、[illegible]文公、[illegible]文元[illegible]上其由若（[illegible]）

那波

今[illegible]村と云ふ、近世山陽道の一[illegible]なり、[illegible]なり、[illegible]なり、是れ相生浦と[illegible]にして、小[illegible]するのみ、[illegible]中に二三の岩嶋あり、江山の風色[illegible]、[illegible]、日本[illegible]に[illegible]、其[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]、合[illegible]は明石なるべし、[illegible]す。

相生

今相生村と云ふ、[illegible]の南東にして、[illegible]の西北一里に當る、相生浦は[illegible]入[illegible]里、其[illegible]に[illegible]りて、[illegible]く、[illegible]二村之に[illegible]む、[illegible]は[illegible]外[illegible]三[illegible]の[illegible]に[illegible]を[illegible]す、[illegible]の東[illegible]を[illegible]日ひ、君[illegible]島の二岩あり。

播磨潟浦みてのみぞ戀しかど今宵泊りぬ達の松原、(風雅)

大原郷

和名抄、赤穂郡大原郷、○今有年村なるべし、大字原あり、矢野郷の西、高田の南、千種川の兩岸に跨る。(此に千草川を有年川とも云ふ)

有年

今有年村と云ふ、鐵道車驛は河流の東に在りて、坂越赤穂の通路に當れど、民家は多く河西の山中に散在せり。近世山陽道は、有年より直に西鯰峠を踰え、梨原に出でしに、鐵道は迂路を取り、山里を經由して、梨原に至る。

有年氏は、赤松範資の三男、掃部頭直頼を祖とす、本郷氏とも曰へり、六道山遍照院址は、有年の南横山と云所に礎多く殘れり、石塔其數を知らず、又「鬼澤山光明寺、弘法大師建立」と寺社記に見ゆるもの、今本村に屬す。

千種川

源を千種谷(宍粟郡千種村)に發し、南流德久の西南に至り、土方川を容れ、西流久崎に至り、佐用川を容れ、南流上郡有年を過ぎ、坂越の西に至り、西南に折れ、二流と爲り尾崎赤穂の間に於て海に入る、長凡十六里。(赤穂川とも、有年川とも云)

上郡

今上郡村と云ふ、有年の北、千種川の東に居り、赤松谷の口とす、山驛なり。

筑磨郷

和名抄、赤穂郡筑磨郷、高山寺本、注都久麻。○今上郡村の内、大字上郡幷に竹万等の地なるべし、西は野磨郷と接す。

野磨郷

和名抄、赤穂郡野磨郷。○今山野里(此一村は上郡に併す)及び船坂村是なり、筑磨郷の西、備前國界に接する山谷也。延喜式「野磨驛、馬二十疋」と見え、今昔物語幷に元亨釋書にも赤穂郡山驛とあるもの是也。

(山野里)

太平記云、延元元年五月十八日、白旗三石菩提寺の城、赤松攻め落さるゝ處に、尊氏直義大勢にて船路と陸路とより上る、義貞白旗にありて備前へ使をはせ申されけるは、攝津國迄引き退き、水陸の敵を一處に待ち請け、帝都を後に當て、合戰を致す可く候、急ぎ其よりも山の里邊へ出合はれ候へ、美作へも此旨を申し遣し候ひつるなりと、大江田式部大輔其夜の闇には山の里へ著にけり。

梨原

短夜や驛路の鈴の耳につく、　南燕

(安室)(八保)(落地)

今落地、八保、行頭、栗山等と合せ船坂村と云ふ、山野里の西、備前國界船坂峠の下なる里なり、安室庄とも稱したる地なり、大字八保に延喜式八保神社あり、(神社記に八德明神、名所圖會に谷岡村姥天王と云ふものに同し)續後紀、承和七年、八保神預官社、(落地は首大蛇に作り、釋書、山驛大蛇の傳說を載ふ。)

太平記云、元弘三年春、赤松二郎入道圓心、播磨國苔縄の城より打ちて出て、山陽山陰の兩道を差して塞き、山里梨原の間に陣をとる、爰に備前備中備後安藝周防の勢ども、六波羅の催促によりて上洛しけるが、三石の宿に打ち集りて、山里の勢を追ひ拂ひて通らんとしけるを、船坂山に支へ、備く相支りける間、伊東大和二郎其思を感じて、忽に武家與力の志を變じて、官軍合體の思ひをなしければ、先つ己が館の上なる、三石山に城郭を構へ、頓に其山へ取り上りて、義兵を擧けたるに、備前の守護、加治源太郎左衞門一戰に利を失ひて、兒島を指して落ちて行く。

風早み立田波をよそ人にふなさか山と見るぞあやうき、(夫木)

坂峠は梨原の西嶺にして、三石の東北にあたる、今鐵道之を洞通す、其南に西坂峠あり、赤穂郡屋より三石に通ふ山路とす。

(船坂)

周勢郷

和名抄、赤穂郡周勢郷、高山寺本、注須世。○今高田村是なり、有年の南、坂越の北、千種川の畔とす、周世坂の字殘れり、又高雄山周世寺と云ふ舊刹ありて、土俗之を周世寺とも云ふ。

坂越郷

和名抄、赤穂郡坂越郷、高山寺本、注佐古之。○今坂越村是なり、有年の南、那波の西南とす。

太平記云、延元元年五月、和田範長備中に於て敵船よりあがるよしをきゝて、是を防かんために、西川尻に陣を取りて居たりけるが、福山既に落されぬと聞えければ、さこしの浦へぞ出たりける、子息高德が先の軍に負ひたりける疵、未愈えざりけるが、馬に振れけるに依りて、目昏く肝消えて、馬にもたまらざりける間、さこしの邊に、相知りたる僧のありけるを尋ね出して、預け置きける。(名所圖會云、坂越妙見山に三郎高德の墓と傳ふるものあり、是所緣の人の建たるなるべし)

坂越

今坂越村と云ふ、相生灣の西隣なる灣に在り、灣の東隅に鍋島あり、中央に生島あり、生島と對岸市街の間を泊舟地とす。

朝夕にさためなき世をなけくには生島にこそ住むべかりけれ、(夫木)

大酒神社

坂越に在り、神社記に大辟大神と云ふ、蓋秦氏の祖神とす。三代實錄には貞觀六年、赤穂郡大酒神、秦造内麿の借叙の事見ゆ、此秦造の祖廟を山城國大酒にて大辟と云へり、峰相記にも内竈矢に造営の事見ゆ、神社考なる大荒明神と云ふは大酒の誤ならん。(三才圖會に大辟に作る)○神社考云、當河勝者、化生乎欽明天皇之御宇者也、天皇一夕夢有童、言曰我是秦始皇之後身也、請寄臣矣、時河勝川大洪、有壺流來、有一男子、天皇養之、賜姓曰秦、十五歲授大臣位、而奉五朝、以至推古女主之時、聖德太子、監國令勅、河勝因作六十六番之面、乎偶樂其、名之曰申樂、河勝乘空舟、著播州之岸、土人拜其形、非常之人、懼以可畏矣、共謀立廟祠祭之、曰大荒明神。

新濱（シンハマ）　坂越の吉西なる御崎（ミサキ）と云ふ、御崎の西側なる鹽田は貞享元祿の頃、淺野氏の開拓せる鹽田にして、西播第一の產地とす、其村落を新濱と云ふ。

御崎神社（ミサキ）　延喜式、伊和都比賣神社是なり、神社記に伊和都比賣御前神冊と曰へり、崎に接して大關と唱ふる岩礁海中に在り、天和年中まで御崎祠は此礁上に在りと、此神は伊和大神の妻にや、又岩石を祀奉れるにや、詳ならず。

播州には赤穗、大鹽、八家等の入濱ありて、鹽田八百町と稱す、一町一千石、一戶一町三反を大法とす、中にも赤穗は鹽業の祖先と稱せられ、十州鹽田の譜に赤鹽流儕田流三田尻の三製法ありて、赤穗を最賞とす、方今赤穗の釜屋は鐵釜石釜の二法幷行し、其鐵釜屋には全く苦汁を混せず、眞鹽を採る者あり。

赤穗志云、坂越濱より海岸は南西に向ひ、一海里四分之三にして新濱埼に至る、此埼の西方は低濱にして、千種川あり、數小嶼の間を經て海に入る、該河口東側に製鹽場あり、其上流一里に赤穗城あり、海方より望むに最顯著なり、千種川の前面に取上島あり、小嶼にして樹木あり、巻石四周す。

（尾崎）　新濱の西北に尾崎（ヲサキ）村あり、八幡宮あり、莵坂越庄十七村の鎭守と稱したる名祠也、其西千種川の洲に中村あり、是は今赤穗町の管內とす。

冬烟江上晩步　　蛻巖

實々含市合、夕氣暖如春、鳥下狂花塢、僧歸倚竹隣、
客帆依島嶼、魚市傍江濱、吟杖湖橋頭、無風掠角巾、

赤穗（アカホ・アカウ）（加里屋）　今赤穗町と云ふ、本名假屋（カリヤ）、（又加里屋に作る）千種川の西畔にして海濱に居る、民戶一千三百、今郡衙在り。

此地は鹽屋尾崎新濱と連接し、一大海邑を成す、近世加里屋（カリヤ）に本郡の治城を築かれしを以て、方俗アコーの城下と呼び、遂に町名と爲る。

赤穗城址（アカホ）　上假屋に在り、元和元年、池田右京大夫政綱、本郡五万四千石を分知し、構を此に起す、寛永八年卒して子なし、其弟輝興、佐用郡の封を轉して本城に入る、正保二年、輝興疾あり除封、淺野內匠頭長直、（藝州廣島の支家）常州より入部す、封五万五千石、更に修築して之に居る、子長友、其子長矩の時、元祿十四年除封、永井伊賀守直敬之に代り信州より入部、四年にして森和泉守長直之に代り、備中より入部二万石、以て明治維新に至る。

元祿十四年三月、淺野長矩、江戶城に於て手刄吉良義央を傷け、大不敬罪に問はれ、即日死を賜ひ除儲せらる、遺臣大石內藏助良雄之を哀み、隱忍發せず、遂に翌年十二月を以て義央を鏖殺し、同志四十餘人、自首就刑す、天下翕然其忠誠を稱し、呼びて義士と云ふ、其事世に喧傳するがごとし、此地華岳（クワガク）寺に長矩三代の墓あり、寛延三年、郡人義士の遺烈を思ひ、四十六人の墓石をも此に建て、忠義碑を築道に置く、又良雄の故宅は其址に老櫻を遺す、士民今に至るも訪詣するもの多し。

（華岳寺）　赤穗郡志云、天正年中、浮田家（備前國主）の家臣、城が洲に役所を構へ、播上の城を造る、池田輝興入部の時、之に因りて造營し、赤穗城と號す、淺野長直入部に及び、大に修理を加へ、東西四百間南北五百間、本丸幷に二三の曲輪を定め、矢倉井櫻天守臺をあげたり、古老曰、昔黑谷長尾山の下に加庄と云ふ村あり、明應永正の頃、其民鹽濱の使ありとて、海岸に移り住す、今の城下上町出屋敷の地即是也、城が洲とは赤松滿祐の臣岡豐前と云人の居りし城跡とす、元和九年に至り、城下の町割成りぬ。

鹽屋（シホヤ）　今大津、折方、木生谷、福和等を併せ鹽屋村と云ふ、赤穗の西にして備前和氣郡の界に至る、海水西方に灣入し、綱崎其南に斗出す、綱崎を以て海汀の國堺と爲す、鹽屋より三石に至るを梨坂峠と云ひ、片上に至るを福浦峠と云ふ。

赤松記に永正四年九月、屋形義村「播磨守殿と申人御一家の中にて、御家督を望み、謀叛をおこされ鹽屋のさきと申を陣にとり候を、播州をはじめ悉討果申候」と見ゆ、又赤松家風條々に「御館御取退之時、備國之者一人無参陣候、我々（作州上野介殿の方）鹽屋之城をこしらへ、御屋形樣則宗（浦上）出張させ申たる事、一段忠節候哉」とも見ゆ。

飛取郷（トブトリ）　和名抄、赤穗郡飛取郷。○今詳ならず、トブトリを訓む歟、高山寺に飛鳥に作れり。

備前國

備前國（ビゼン）　東は播磨、西は備中、北は美作、南は海に至る、二水美作より來り、州內を貫流し、其江灣に歸す、江灣の南を兒島（コジマ）と爲す、本州に屬す、其備中の州界には平郊田野相接比し、天然の分域を見ざる所あり、面積凡九十餘方里、八郡に分つ、岡山縣治あり。

備前は和名抄岐比乃美知乃久知と注す、古の吉備の域內にして、藤野縣、磐梨縣、大伯（オホク）國、上道國、御野國などに分れたり、國郡制置の初め、吉備の東境を以て備前國に建てられ、和銅六年、備前の北境六郡を割き美作國を置かる、養老五年、藤原郡（又和氣郡）を建て、延曆七年磐梨郡を建て合八郡と爲る。

續紀、延曆十八年、和氣朝臣廣世言、願以私墾田一百町、擬和氣、磐梨、赤坂、邑久、上道、三野、津高、兒島等、八郡三十餘郷、賑救之分、

備前國志云、舊事大成經に吉備を吉薇と書せり、吉薇の字は正史に書せる例を見ず、明人の武備志に邇前と譯す、小雜書に古郡八管の外に、小豆笠島小兒の三郡を加ふ、小豆は今の讃岐の小豆郡にて、笠島は下津井(兒島郡)の離島を云ふならん、小兒とは何を指すにや、固より信據するに足らず、但し小豆島の備前に隷したることあるは、日本紀以下の正しき諸書に見ゆるごとし。

吉備國（キビ）

吉備前美作備中備後の總名なり、神代紀に吉備子洲(ヒノコジマ)(卽兒島郡を云ふ)神武紀に吉備國高島(又兒島郡に在り)と見ゆ、崇神天皇の時、大吉備津彥命(孝靈帝の皇子、亦名五十狹芹彥)及び其弟稚武彥命を遣して、此國を經略せしめらる。

古事記云、大吉備津日子命、與若建吉備津日子命、二柱相副、而於針間氷河之前、居忌瓮、而針間爲道口、以言和吉備國、崇神紀云、吉備津彥遣西道、因以詔之曰、若有不受教者、乃擧兵伐之。

稚武彥の裔孫、後世ますます蕃衍し(稚武彥の子を吉備武彥と云ふ、倭武尊に隨從し軍功あり、其子御友別は御鉏友耳日子命とも云ひ、其兒弟諸子の應神帝の時に封土を賜はりし事、各處に分出す)吉備臣の族黨の强盛なりし狀、歷代の紀傳に見ゆ、實に中國の大鎭を爲す。

國郡制置の際を考ふるに、孝德天智の朝に、吉備未た分れず、宰臣を以て管治す、壬申紀に「大友皇子、遣使於吉備國、悉發興兵、仍謂使者曰、吉備國守當摩公廣島、元有隷大皇弟、疑有反歟、若有不服色、卽殺之、於是磐手到吉備國、給廣島以殺也」と見ゆ、然るに天武紀二年に「備後國司、獲白雉於龜石郡」とも載す「同八年吉備太宰石川王薨於吉備、十一年、吉備國言、霜降亦大風、五穀不登」とあるに據り、二年紀の備後は追書たるを知る、國郡考は論斷して同十二年諸國の境界を正されし時、吉備を前中後の三州に分たれし歟と曰ふ、文武天皇の時七道を定め、山陽は七國を管す、而も別に吉備總領の官あり、蓋舊貫の未た俄に改め得ざる者ありしならん、(四年紀云、直廣參上野朝臣小足爲吉備惣領)又孝謙記、天平寶字十八年、下道朝臣斐太都、爲吉備國造と載せ、桓武紀、延曆十八年、和氣朝臣淸麻呂、爲備前美作兩國々造」と載せたり、此國造は舊號の類にして、古の胙土命氏と稍其實を異にす(倭姬世記に吉備國名方濱宮といふことも見え、吉備國造の名見ゆ、名方は紀州にして吉備國にあらず、紀州有田郡に吉備鄕あり、名草郡に名方濱あり、世記の所在誤謬を免れず)

書記通證云「吉備の字未聞、以木國之例例之、當用黍(キビ)也」。今按に和名抄、岐比(キビ)に丹黍、和黍等の別あり、本草和名には黍米を岐美と云ふ、岐比に同し、東雅に岐美は黃實の義也と曰へり、丹黍一名赤黍とぞ、大成經てふ僞書に吉薇國に作るは據ある假字にや。

陸路小詩　山陽

擔過播州遊、藝州路又躁、平郊望城樹、認得是岡山、

和氣郡

和氣郡（ワケ）

備前の東端にして、播磨及び美作に堺す、西は大川(オホカハ)(此にて和氣川と云ふ)に限り、南は海并に邑久郡に至る、今人口四万、十八村に分ち、郡治は片上に在り。(積凡そ廿三方里)

和氣郡は本磐梨縣(イハナシノアガタ)の地なり、國郡制置の時、磐梨縣は赤坂郡と爲る、後赤坂邑久の二郡より割きて藤原郡(亦藤野郡)を置き、又藤原の西部を割き磐梨郡を置く、後遂に藤原を改めて和氣郡と云ふ、磐梨別の舊邑なれば也。(和氣郡參考すべし)

(藤野縣)

日本後紀云、延曆十八年、美作備前國造和氣淸麻呂薨、本姓磐梨別公、後改姓藤野和氣眞人、淸麻呂之先出自垂仁天皇々子、鐸石別命三世孫、弟彥王、從神功皇后、征新羅凱旋、明年、忍熊別皇子有逆謀、皇后遣弟彥王、於針間吉備堺山誅之、以從軍功、封藤野縣、因家焉、今分爲美作備前兩國也(此に謂へる磐梨別の領邑は、吉備の北偏赤坂郡并に美作國までを指したるや、想ふへし、之を藤野(フヂノ)縣とも云ふ、續紀、神護景雲三年の條に輔治能(フヂノ)に作れり)鐸石別命は、古事記に「大中津日子命者、吉備之石无別之祖」とあるにあたり、大日本史には「鐸石別命、其子曰田守別王、其子曰弟彥王」と述べたり、さて

(藤原郡)(藤野郡)

藤原藤野の郡號の事は、

續紀、養老五年、分備前國邑久赤坂二郡之鄕、始置藤(フヂ)原(ハラ)(一本野に作るは非なり)郡、神龜三年、改備前國藤原郡、爲藤野郡(これは、當時の朝廷外戚家の姓字藤原に同しきを以て、避けしめられし也)

と見ゆ、次に藤野郡の鄕村を增加せられしことは、同書天平神護二年の巻に、

太政官奏曰、備前國守從五位上石川朝臣名足等解偁、藤野郡者、地是薄瘠、人尤貧寒、差科公役、觸途忩劇、承山陽之驛路、使命不絕、帶西海之達道、迎送相尋、馬少人苦、々不存活、加以頻遭旱疫、戶纔三鄕、人少役繁、何能支濟、伏乞割邑久郡香登鄕、赤坂郡珂磨佐伯二鄕、上道郡物理肩背沙石三鄕、隷藤野郡、又美作國守從五位上巨勢朝臣淨成等解偁、勝田郡塩田村百姓、遠隔治郡、側近他界、差科供承、極有艱辛、望請隷所往便、便隷備前國藤野郡者、奏可、

と見ゆ、かくて同書「神護景雲三年、改藤野郡、爲和氣郡」又和氣郡の西、和氣河以外の地を割きて磐梨郡を建

てられしなれ、和銅六年の事に見えたり、
美作備前二國今堺有、和氣清麻呂同族姓一百七十餘人賜曰、己等元是垂仁天皇之後也、去天平神護二年、割藤野和氣郡、今是新作磐梨郡、中有大河、每遭雨水、公私難通、因然江西十郷、屢遭公稱、請河東依舊爲和氣郡、河西爲磐梨郡、其藤野郡家、遷立河西、以避水難、便均勞逸、許之、

和氣氏(別にも作る)藤野氏の人々、多く古史に散見す。

坂長郷(サカナガ)　和名抄、和氣郡坂長郷、訓佐加奈加。今三石村是なり、延喜式に「備前國驛馬、坂長二十疋」とありて、播州野磨驛より舟坂山を越え此に至る、古今不易の大路なり。

(舟坂)
備前と播磨の堺をば舟坂(フナサカ)山と云ふこと、平家物語及び太平記に見ゆ。備前國志云、舟坂山は平家物語に、妹尾太郎三石の宿にて、倉光三郎を殺しける、備前國は十郎藏人の國なり、其代官の國府に有けるをも、やがて押寄て討てけり、其人逃て京へ上るが、播磨と備前の境なる舟坂山にて木曾に行合、此由角々を申すなり、元弘建武の頃、應仁の亂、度々戰爭の地なる事、諸書に見えたり。

和氣關址(ワケノセキ)(播州舟坂山を參照)　舟坂山の邊なるべし、備前國志云、三石宿の西に關川と云ふ細流あり、古の和氣關と云ふは此なりたりにや、關の在りし所今詳ならず。○姓氏録云、和氣朝臣、垂仁天皇々子、鐸石別命之後也、神功皇后征伐新羅凱旋、明年還都、于時忍熊別皇子等、竊搆逆謀、於明石堺、備兵待之、皇后遣弟彦王、於針間吉備堺、造關防之、所謂和氣關是也、太平後、錄從駕勳、因以封地、仍被賜吉備磐梨縣、始家之焉、寶龜五年、改賜和氣朝臣姓。

三石(ミツイシ)　今三石村と云ふ、山驛なり、播州舟坂(ホサカ)嶺の西麓より此に通ず、驛道は舟坂を越えり、三石より和氣に向ふ、(岡山を去る二十五哩)野谷(ノタニ)八木山の二大字之に屬す(三石驛に鑛泉湧出あり、明治七年、蠟石坑を穿ち、之を稼ぎたりき)

(八木山)
三石驛示同行　山陽
蕭條州火戰塞雲、馬背荒原落日曛、一帶青煙高山底、與君同被賊鋒文、

國志云、三石の白石は消石に似たり、又紫色のものあり、里民之を八木山(ヤキヤマ)石と云ふ。(和氣絹云、八木山の鑛石は、其石細平滑にして、之に向へば、顔色をうつすこと、鏡に同じ)備陽國誌云、三石の蠟石は、慶長年間、八木浮慶一勝見に係り、備前池田光政の肖像を、此石にて彫刻したりと云ふ、其質粘韌にして、多く文房具を造る、野谷の産は特に堅硬にして色青し、明治九年の發見とす。○地學雜誌云、三石蠟石は、三石村に淡褐色或は淡綠色の石層一帶ありて、東西に走り北方に斜下す、野谷(ノタニ)には傾斜稍急なり、石層の厚さは大約四間あり、下盤はクロハダと稱する一種の頁岩にして、多少細微の黄鐵礦結晶を混じ、坑夫はクロハダに逢へば石脈の絕ゆるものとなし、更に坑路を轉ずるを常とす、本地の所謂蠟石は、滑石又は葉蠟石(石酸苦土鹽)にはあらず、硅酸礬土鹽の種類なり、理學的には滑石に類似なれども、化學的成分は含水硅酸礬土にして、毫も彼の磁土鑛に異る所なし、其質よく猛烈の火熱に耐ゆ、乃ち坩堝其他冶金術に要する材料に適用せらる、石筆其他文房具を製造するに適する部分は、初め之を粗鑛中より撰擇し、石粉は專ら之を坩堝の材として採取す。

(野谷)
平家物語に、木曾殿の郎等倉光三郎成氏は、妹尾太郎兼康(平家の舊臣)を具して、備中國へ馳下り、備前の三石の宿に止りたる夜、妹尾を相知たる者共酒を持せて來り集り、終夜酒盛しけるが、倉光三十餘人、おしふせて起しも立たず、倉光三郎を初として、一々に差殺しけるとあり、太平記に、[illegible]、備前には田井、飽浦、內藤、頓宮、松田、[illegible]、石橋左衛門佐を大將として、甲斐川三石に三千餘騎、城を構へて、宇都宮が地を[illegible]とあり、又太平記に「官軍伊藤大和の守三石勢、三石の東の宿、惠美須の社の前に打寄る」とあり、今其所をしらず、(又、大江田式部大輔氏經を大將とし、菊池宇都宮が勢五千余騎を船坂へ差し向けらる、兒島して三時ばかりに鎌倉を渡さて、三石の宿の西へ打出で、宿の東なる魂社の前へ打寄り、中間の民屋を焼き揚けて、東西の宿に火をかけ、鬨をぞ揚げたりける、)加茂(カキノハタ)とも云ふは、三石村の內奥山のたゐなり、太平記に備後三郎高德、熊山に旗を揚し時、官軍伊東大和守、三石を大將として、三石の南に當て、山の峰に城一あり、三石城を構へて、三石の宿へ打出るといふは、此所のよし。(備前國志)

三石城址(ミツイシ)　是れ山陽道第一の要害なり、昔元弘二年、伊東大和次郎三石に築寨して、山陽道を押へしより、建武三年の春、足利尊氏、九州より上洛の時、當國の田井、飽浦、松田內藤等、尾張左衛門佐を大將として此城に籠もる、是れ官軍を押へん爲なり、其後赤松兵部少輔政則、播磨美作備前三國の主たりし時、家臣浦上近江守宗助、其子掃部頭村宗父子も此城に居す、永正中、村宗本城に據り居形義村に叛き、後義村を弑して、國郡を取り自ら封ず(浦上氏敗亡の後は聞えず、本國天神山(テンジンヤマ)城址を參考すべし)

安養寺(アンヤウ)　三石村の西北、大字野谷に在り、明光山と號し、寺傳に天平勝寶元年、報恩大師開建、康保元年勅旨に依り重興せられし古刹と云ふ、鎌倉武家の新願所と爲るに及び、四十八町の寄田あり、國志に其判物(古文書)の目錄を擧げたり。○赤松再興記に「永正十六年十二月、浮田能家、三石の城後詰として出張す、備中國新田安養寺居陣也、浮田は佐々木の庶流、備後三郎高德が後胤也」と見ゆ。

領所沙彌在判寄進狀貞治二年一通、地頭藤原任判寄進狀一通、正元二年一通、同藤原某弘安七年、同藤原光久弘安九年、同藤原貞政永仁三年、同藤原□□正和三年、同左兵衛尉政貞文保元年、同左衛門尉藤原宗信元應二年、栖貞義在判寄進狀建武元年七月一通、左近衛將監平朝臣□益寄進狀建武三年四月、藤原時□寄進狀康永元年、沙彌□□□應永廿一年、刑部大輔□□□□永卅年等二十餘通。

奉寄附安養寺田地事（史學雜志）

公事代六十五文

五斗代　一段作色　赤ノ□□郎

公事代六十五文

四斗五升代　一段作色　性□五郎三郎

公事代六十五文

九斗代　一段作色　□□太郎□郎

右色々所寄附中實正也、但南方帝王第一宮、長□□年乙丑十二月二日、並仁丹生是□□□□□□□□□左衛門尉□定門、各得三□□□果、□□六道□□□也、仍為末代、奉寄附□如件、

應仁三年己丑二月□日　丹生□豐□守　正□

吉永（ヨシナガ）　今英保（エイホ）村と改む、□道□□あり、三石和氣の中間とす、□根谷、和意谷の溪流、此にて三石川に會ふ。

赤松再興記、長祿三年六月廿日、赤松□備前國三箇保へ入部す、三箇保とは三石、藤野、吉永也、彼國の守□山名播州の代官妨之、合戰して赤松黨も多く討死す、此由京都に聞えて、山名方□非分となる、則有□下野守奉行として、赤松方へ相渡す。

神根（カウネ）　今神根三國の二村に分つ、吉永の北なる山谷間に在りて、作州播州の交界にあたる。延喜式、和氣郡神根神社は大字本村（ホンムラ）に在り、備前國神名帳に從二位神根大明神と錄す。

大日方云、和氣郷、又□□□、備前□和□□□、和氣臣□飯成□之□□、□者少□名□□也、□□□□、備□□□有効、又云、美谷久須利、備□□和氣□□之□方也、

和根道中　寂室

怪石□□□洞、白雲紅樹夕□秋、□山□□□行□、
□□□何如此□遊。（□室錄）

八塔寺（ハツタフジ）　□□谷の奥、三國村大字多□に在り、□塔山と號す、此寺天台宗□□し、□□は近世池田忠雄□の造進、□□は池田光政侯の□□、田三十六石を給せられたり。國□云、八塔寺は□□□王の□□□へ、昔は□□□□の造□したる十三重の□□□□□□稱す、今も□□□□在判□狀、元曆元年六月一通、武□守平朝臣狀、永久二年八月一通を□む、□□あり、作州□にあたれり、□十丈餘。○美作□史云、八塔寺、元□元年、□□□□以て□□所と為し、其內方一里の地を開墾す、□□□□に□る、□元二年、備前□□□□□□□□（□□□後六郎）と□□を爭ふ、北條氏□□□宣□（□□入道□田□□合□□□）□□□□□□□（三郎太郎備前の人）を遣し、地を檢せしめ舊に仍て之を裁す、去年□□□□用□□小□□行□□□を爭ひ、六波羅に訴ふ、是月□日、□□に仍て之を□□、□永正の末年備前浦上村宗□州を略するに□□、八塔寺備前和氣郡に屬す。（□□□□□）

降相記云、弘安八年十一月十七日、□入道□□法師□討□□寺、□□太郎入道□道□山里に□する間、守護□□に地頭御家人□□所、館に火を□□作國八□寺山に□□るを、□□一□□□て六波羅へ進す、□東の□にて、尼崎の浦に沈められたり。

遊八塔寺　寂室

一□□三府、白雲□□鎖、峯高□刀倒、寺古近千年、□□□室月、□吟老樹煙、□□□□□、□此□□□、（寂室錄）

和意谷（ワイダニ）　今□□村に屬すれど、其西に一溪を占む、吉永の北一里半、□國主池田氏の墳墓此に在り、其□域數郭を成し、一九二九等の名あり。寛文六年、新太郎少將光政此地を相して、千歲の佳域と為し、□姬路□□相□政の墓を造る、乃其遺骨を□□して、丈餘の大碑を建つ、以下一門累代の墓碑、相次序して一郭中に在り。

有方錄（寛政八年）云、自閑谷、行溪二里、□松□□、□入□土山、又上一里、曰和意谷、□□設門、□□見法、右□入家、左□□□、入家□、有□舍二區、□□有□□、□□□□、是公□息□、自此□□□、土□墳、□石□□、山頂有参議□政墳、方□□□、□道□木□□□、□□公光政□墳、在左右、□門內、平□□石。

藤野郷（フチノ）　和名抄、和氣郡藤野郷、訓布知乃。○今藤野村、吉永村是なり、坂長郷の西とす。續紀、延曆七年の□□□に「和氣郡々治、在藤野郷」と見ゆ、又長門本平家物語に「別の渡といふ所より、東藤野寺」と云ふも此とす。

日笠（ヒガサ）川北より來り、藤野にて□谷川に入る、日笠川の邊に近時多く櫻樹を植ゑ、春□□るへしと云ふ、□日祠在り。（國志云、實成寺は天正年中の創造なれど、古より境内に□五間許の□あり、經塚といひ、□をこほち少し□斗獲れる上に、三十番神の堂を建つ、按するに古へ倉光三郎を、妹尾太郎か夜討にしたる、藤野寺といふは此所の事ありと、何の頃にや、寺は廢して畠となり、七本塔といふ、今經塚或は清九塚といふ、里民之をば倉光三郎か塚なりといへり、何れか是なるを知らず。（倉光三郎の死所一本平語には三石驛の事とし、□名も成氏成澄の□異あり）

日笠（ヒガサ）　今日笠村と云ふ、一書に此邊を佐伯庄と云ふは、誤

梨郡より推及ほしたる稱謂ならん、藤野の北、和氣谷の西なり、天神山城址あり、天神一に天瀬に作る天文永祿の頃、浦上宗景之に居る。（和氣絹云、宗景は古の書に遠江守とありて、天神山に居り、美作前司則景四代の孫也、邑久郡にて代々郷名を紀ニ出ると曰へり。國志云、浦上は代々赤松の家臣にて、赤松衰亡の後は、細川管領に隨從したり、宗景に至り天神山に居りしが、驕奢にして家臣浮田直家に權を奪はれ、宗景之を誅せんとして、却て直家に逐はる、天正六年、宗景天神山を出て、兒島郡飽浦の佐々木美濃守を頼み淪落す、翌年兒島にて卒す。○外史補云、享保四年、浦上村宗戰死、子宗景立、治于天神山、元龜中、宗景與浮田直家有隙、直家誘赤松義村曾孫則房、圍天神山、城將明石景親叛、縱火焚城、宗景遁圍、走室津、野史、宗景の沒落を永祿四年とす、播州室山城址、并に浦上郷を參照）

（天神山城址）

益原郷（コスハラ）

和名抄、和氣郡益原郷、訓爲須波良。〇今和氣村に益原てふ大字存す、和氣、矢田、藤田の諸村なるへし、藤野郷の西北にして、和氣川（作州津山川の末）の東岸とす。

和氣（ワケ）

今和氣村と云ふ、和氣川の渡津なれば也、和氣絹に「此村に昔渡船を置り、之を和氣渡と呼ひ、名高かりしか、今絶ゆ」と云へり、太平記に、備前の人和氣彌四郎と稱くいふ武士見ゆ

和氣は今鐵道驛にして、作州津山并に倉敷に通する山道の衝に當る、又南に一嶺を越ゆれば、片上に至る、（二里餘）源平盛衰記に別之渡（ワケノワタリ）と云ふは此なり。

（和氣川）

矢田（ヤタ）

今岩戸（イハト）、田土（タツチ）等と合併し、山田村と改稱す、和氣の北にして、舊田土庄と曰へり、津山川に沿ひ、東は日笠谷と嶺背を分つ、岩戸の東峰に天神山の城址を望む。和氣驛より矢田まで二里、矢田より藤田まで二里、藤田より半里程にして作州界に入る、坂路は河水に縁り屈曲し、

（田土）（岩戸）

山色此等に見ゆ。明應四年、西大寺本備前國神名帳に「和氣郡天之石門別神社（アマノイハトワケ）、金彥神社、水行谷神社」など見ゆ、石門別神は岩戸にます社なり。

鹽田（シホダ）

今藤田村と云ふ、北は作州英田郡稻本村に至り、西は磐梨郡周匝郷と一水隔てゝ相望む、此村本作州英田村の管内なりしを、天平神護二年、備前藤野郡に歸せしめらる、事續日本紀に見ゆ、蓋英田郡管内郷に屬せしなり、藤田の北、水を隔てて、微に飯岡郷に對向する所あり。

新田郷（ニフタ）

和名抄、和氣郡新田郷、訓爾布多。〇今本庄村、熊山村なるへし、益原郷の南、藤野郷の西南とす、赤松記上月記に備前國新田庄と云ひ、當時は和氣一郡を籠めて一庄と爲しゝごとし、然れとも衣笠を々殊に本庄と曰へるは、即新田郷の舊地なればならん。

衣笠（キヌガサ）

今本庄（ホンジヤウ）村と云ふ、長祿年中、播州赤松家々名再興の初め、新田庄を賜與せられ、備臣ども政則を擁立して入部す、其年寄に衣笠氏あり、即此地の土着武士なりけん、衣笠氏浦上と相依附し、赤松家の重臣たりし由、諸書に見ゆ。

熊山（クマヤマ）

衣笠の西南なる高嶺にして、和氣川其西北を繞る、東は伊里山、八木山（三石）の峻坂に連り、山勢橫亘五六里に餘れり、今奥吉原、熊力、弓削等、和氣川の瀕なる村落を合同して、熊山村と云ふ、

靈仙寺（リヤウセンジ）

奥吉原（オクヨシハラ）に屬し、熊山の頂に在り、國志云、帝釋山靈仙寺戒壇院は、今天台宗を奉す、天平寶字年中、鑑眞和尚の開基と云ふ、熊山城址と云ふは山南吝々登村の上方に在り、和氣絹云熊山は俗に靈所と云ひならせり、靈山寺今荒れて觀音堂残壞堂たゞ其跡をのこす、東の谷に福生寺（フクシヤウ）と云ふ眞言宗の寺あり（按に此熊山寺は、往昔の招提寺の別院なるべし、類聚國史卷百八十二に「招提寺者、贈唐大和上鑑眞、爲聖朝所建也、以備前國田地十三町、充給供料、令學戒法」とあり、その寺田の所在に就き、別院を立て、戒法學僧の道場と爲しゝを知る。

建武二年、兒島備後三郎熊山に兵を擧げたる事太平記に見ゆ、中に曰く、熊山は高さ比叡山の如く、廻り四方に七の道あり、其道孰も巖は少しく險くして、峰は平なり、兒島高德、備の勢を七つの道へ差分けて、四方の敵をぞ防ぎける、夜に入りける時、寄手の中に、石戸（イハト）の三郎とて、此山の案内者ありけるが、思ひも寄らぬ方より拔け入りて、本堂の後なる峰にて、鬨を揚げて攻入り、火を散してぞ戰ひける、深山の木隱れ、月暗くして敵の打つ太刀分明に見えず、高德も内甲を突れて、馬より倒に落ちにけるが、石戸はすぐに南面の長坂を福岡までこそ引き、其後兩陣相支へて、互に軍もせざりけり。

片上（カタカミ）

今片上村と云ふ、熊山の東南にして、淺水海灣の頭に在り、今本郡の治所、此村に置かる、小驛市を成す。此地は近世山陽道の驛路を、三石より八木山伊里山に導き、片上港を經て、上道郡に向はしめたるを以て、人馬の往來多かりしも、今鐵道に遠ざかり、稍款く所あり。

過片上驛、驛西大溝、是蕃山先生所鑿、謂之百間、憩藤井旅店、僕丁未至、抽案筆書此、十月十三日也、　山陽

蓄必因水勢、防必因地勢、吾昔聞明官、南畝所會、
備山犬牙錯、瀦水如無際、地汁聲潤瀆、山間借灌漑、
吾未見其洞、其側有五畝、此行會民冬、亦見貢屬攜、
聞昔熊子鑿、潤澤及故[illegible]、備海敗大川、疏理普溝[illegible]、
洩瀦條分寸、皎然理不紊、穿池不相徹、未幸已乾[illegible]、
作堤如[illegible]、潰決又激[illegible]、不學眞人圖、[illegible]
學仕[illegible]不負、君獨令時讀、何唯治水然、百度皆[illegible]、
買生過淺攻、絳灌[illegible]、景將得[illegible]堅、[illegible]、
卓哉[illegible]濟才、當其君臣契、[illegible]、[illegible]一例、

方上浦（カタカミ）

片上村の東南なる淺水海灣なり、長五海里、其灣

口に曾島鴻島あり、水道は東南の二に分る、東水道は陸岸と鹿久居島の間を過し、南水道は虫明瀨戸に達絡す、此海灣は瀨戸內常航道の西南に遠偏するを以て、舊傳への潮待船と雖、入泊すること稀なり、然れども作州津山倉敷川の末なる、和氣郡に接近するを以て、水航漕の一津頭たるを失はず、延喜式に「諸國運漕功賃、從美作國、漕備前國方上津、駄賃五束」とも載せたり。

藤原保則傳云、保則爲備前守、治化大行、貞觀十七年、秩滿歸京、兩備之民、悲號遮路、戴白者各持酒肴、拜伏道左、保則謂老人之心不可違、爲之留連數日、相次競至、不可過止、保則乃竊乘小船而去、有從者未到者、暫泊和氣郡方上津、備前郡司等、聞其無糧儲、潛白米二百石、至泊處、保則感其志、受之不辭、郡司等意、此人過廉、必不受、及聞此報大悅、頃之、保則與國講師書曰、舟中頗有怪、風浪亡測、望差僧徒、來會津頭、以備海行、講讀師率國分僧至、保則請曰、願諸僧各誦般若心經、一遍足矣、即以米悉與之、夜中舉帆而去。

伊里(イリ)

今伊里村と云ふ、舊庄號なりしを、穗浪、中村・蕃山、木谷、閑谷等を合せて伊里と改稱す、片上の東とす。吉永村の南嶺にあたり、また伊里山の名あり。

閑谷愛吾、寓中次韻　　方谷

校舍山深白日悠、壽尊何幸此優游、圖書供讀三千卷、俎豆傳儀二百秋、德業賢侯澤未乾、學興俊士功方崇、絃歌堪化窮鄉俗、刀劍休論買與牛、

閑谷聖堂(シツタニセイダウ)

伊里村大字閑谷に在り、〇教育史資料云、寛文六年、國主左少將光政、木谷(キダニ)村の地を相し、學校建設の意匠あり、先づ手習所を此に設け、尋て木谷村の內信原に於て、學校を建設せしむ、延寶元年講堂成る、仝二年聖堂成る、貞享元年甲子、新聖堂成、仝三年東祠堂成、此光政を祭る所、聖堂の東に在るを以て是稱あり、後之を芳烈祠と稱す、仝十五年椿山成る、此光政の髮爪を納めし所にして、四周に椿を植るを以て此稱あり、寛文十二年、遂に津田重二郎に命じて造らしめし校舍成る、即重二郎を以て閑谷學校の事を視せしむ、是より教授の職員并に生徒を置き、累世府廢して維新に至る　○閑谷學校は中國著名の學堂なりき、明治維新後、教育制度の變革せるが爲めに、一時廢止す、其講堂以下の諸字尙存す、近年講堂建舍を改新し、中學と爲す。

(閑谷學校)

(木谷)

閑谷學校、在備前和氣郡、自岡山府適官道、東行七里、曰伊里中村、左取路曰木谷村、曰閑谷新田、田盡得池、池上老松夾道、得華表於竹林側以往、兩山東西、澗道縈紆、往々有民家、得一橋於楓崖下、渡橋皆學舍、進又得橋架渠、渠內畊田圃、東爲椿邱、後有潭、哨[illegible]瀦、巖泉下滴、校門題曰學校、門內爲廣庭、北倚山高搆者、左曰大成殿、爲聖廟、每以仲秋行釋菜禮、右曰芳烈祠、祀烈公也、祠東有一[illegible]、藏公髮爪、環前山茶成林、廣庭中大屋爲講堂、堂南有子屋、以待邦君來臨、南有公門常鎖、堂西接屋、曰習藝齋、飲宴附焉、南爲飲室門、室西有廊、廊西有防火之塢、塢以西半屋透邐、有官吏講官數名屋、最長者爲學房、諸生居焉、最大者爲習字所、瓦屋爲厨、爲客舍、爲倉廩、南一門曰校厨門、繞周圍之以石壁、石壁外西南角、一瓦屋、徒卒居焉、四面青山環合、嵩[illegible]蒼蔚、朝氣暮嵐之外、無復所視、寛文六年丙午冬十月、烈公命相土於此、以爲山谷幽閒、宜讀書講學之所、乃命剗荊蓁闢學舍、使津田永忠、營居於此、以[illegible]、延寶中尊源公承老公志、令永忠[illegible]學宮、並[illegible]小學、聚生徒於此、以閑谷新田歲額、米二百七十九斛、永爲學田、其民七十餘戶、皆給學事、除他課役、先是烈公作井田、於本郡瀕海地、以擬周制、曰上井下井、所收亦屬閑谷、天和二年公薨、遺言曰、閑谷庠舍、宜傳永久、而無廢矣、尊源公乃命、建公祠於此、以配祀學宮、講堂覆以伊部陶瓦、土木極緻、究極工力、以元祿十年竣役、以至于今、百有餘年、輪奐維新、無所圮壞、方今昌平之久、四方國都、無不有學、而其於鄙僻之地者、獨此鄉校、豈不偉哉、今茲予命於老閑谷教授、四方人士來觀校者多、即以其未、予所傳記、乃使畫工作圖錄、鐫碑於北左、以示間者云、歲在癸卯陽復之月、武君立識、時文化十年也。

蕃山(シゲヤマ)

今伊里村の大字にて、舊名寺口、寛文中改稱、當時藩の家老熊澤次郎八伯繼、此に退隱し、仍て蕃山息遊軒と號す、後此を去り、遂に客中に死す、其經濟の才力は世の稱する所也。

蕃山山下、有熊澤翁宅址、諸生爲築小壘、供余游臥、留宿追寄、有感而作、　山田方谷

晩年陳節寄於霜、磯碑悽涼古寺傍、身竄天涯窮絶闕、名傳海內久愈芳、即將新壘存遺址、莫是英魂還故鄉、留宿詩情無限恨、隔林鐘磬斷人腸、

日生(ヒナシ)

今日生村と云ふ、伊豆の東に接し、江灣に臨む、其東に寒河福浦の二村あり、福浦は舊境を以て、本州太郡・播州赤坂郡の堺と爲す。

鹿久居島(カクヰ)

日生寒河の南なる一島にして、東西四海里、片上浦の東口にあたる、本島と陸岸の間は、淺水にして僅に舟を通するのみ、島地は樹木繁茂し、面積一方里許、南に頭島、大多府島、鶴島等近く碁布し、西に鴻島曾島あり、片上浦の口を蔽へり。○嘉吉記云、康正元年、赤松則尚、備前カクイ島に自害。

伊部(インベ)

今伊部村と云ふ、片上の西にて、山海の間に挾在す、此地古より陶器を出す、古備前并に備前燒の俗稱あり、新撰姓氏錄、山城國、忌部首陶部造、末使主とある氏族の別居處、末は即陶の假借なり。按するに、延喜式「踐祚大嘗祭、凡應供神御陶器者、神語曰由加物、所司具注、所須物數、申官、差宮內省史生、遣五國監造、河內和泉一人、尾張參河一人、備前一人、訓國作備、後始造作」と載せ、其器物の數をも具注した

り、伊部窯の由来する所久しく、且詳らかならず、謂ふべし、日部氏は其等由加物の遺造を司る、姓氏録に伊部造、未使主を祖と掲げたるは、其土部の陶工ならん。

和気絹云、伊部窯は四所あり、各長二十間に二間幅なり、職云散々遺具に古備前伊部焼物を用ひず、上々の品等なり、白土に虹の如くに赤き線あるをタスキと称す、惣じて古備前は生質な薄く、佳ふことなし、是れ伊部の奇妙也、太閤秀吉は伊部の陶戸へ、朝日山林免除の朱印を与へしと云ふ(按するに意は土器に在ること、延喜式、正倉式、諸国貢進年料御贄、備前国水瓮十缶二度」と見ゆ、土器に価りしを知るべし)(備陽事跡云、備前土器は盗古の土師氏の遺業なりと、邑久郡土師郷あり、然れども其詳を知る能はず、慶長年間、和気郡伊部村に三窯を築く、其原山窯のものを南窯と呼び、不老山下のものを北窯と云ひ、青王山附のものを西窯と唱ふ、天正年間、其業大に進歩し、抹茶器類の花及び床飾の物等を製せり、当時皆赤色のものあり、寛永頃赤坂郡石上村の田土を用ひて制するなり、天明年間、木村庄八と云ふ者、創めて方形の窯場を製し、爾来方今まで盛に世に行はる。

長法寺(チヤウホフジ)　伊部の古刹とす、真言宗を奉じ、謂ゆる弘法大師開基四十八所の一なり、寺領、正中元年、貞治四年以下数通の古文あり、近世田畝二十一石を給せられき。

伊部陶器云、伊部焼は邑久郡土師須恵の人々移り来りて開きたり、而て土師須恵は赤坂郡上石より移りて始めたりと云ふ、工藤某村に伊部焼は慶長年中に起ると為すは大に誤れり、今川了俊の道の記に已に

さてかゞとの里は、家毎に玉たれのこかめといふものを、造る所なりけり

と云ひ、長法寺の貞治四年文書に「香登御庄内、長法寺」とあれば、往時は専ら香登の伊部とや呼びけん、陶土の性質は備前に於て、伊部を第一とし、古来の窯跡所々にありて、熊山の中腹にも、伊部焼を造りしを知る。

香止郷(カガト)　和名抄、和気郡香止郷、訓加々止。○今香登村、新庄村及び伊部等にあたる歟、(伊部片上等は郷の所属を缺く)熊山の南、邑久郡に近し、此郷昔邑久郡の管内なりしを、天平神護二年本郡に入る、又「文武天皇二年、備前国人秦大兄、賜姓香登臣」と続紀に見ゆ、依て想ふは小の人物を云ふ、此地に住せし人にて、朝廷へも奉仕せし者ならん。

(香登)

香登の北、熊山の中に福生寺(フクシヤウ)と云ふ密教の場あり、大滝山(オホタキサン)と称し、近郷寺領五十石、嘉吉年中に建てたる多宝塔一基存す。

(福生寺)

司馬江漢西遊旅譚云、印部村焼物あり、備前焼是なり、かゝると云ふ所、右の方に入る事半里、高山聳へて高し、其山腹石をたたみて穴あり、穴の内のごとし、上に草木を生ず、窯なり、此山の中所々にあり、皆古窯なり、其十余町に寺あり、観音を安置す、予備県を見る、大路(オホヂ)と云所也(備前国神名帳(慶長二年大滝山福生寺本)に「和気郡従四位下大滝大明神、正五位下石立明神、由加明神等」見ゆ、大滝は即福生寺の鎮守也、又「正三位香田大明神、従三位大内(オホウチ)大明神」と、香田今不詳、大内は香登村の大字大内の地にましますべし。○備前国史、嘉吉八十二云、天長五年、備前国田四町六段、為大滝寺田、按寳法寺田也。

(大滝山)

磐梨郡

磐梨郡(イハナシ／イハナス)　東は東大川を以て和気郡と限り、西北二面は赤坂郡、南方は上道郡と相接す、面積凡七方里、人口一万七千、十一村に分ち、今赤坂郡の兼管とす。

磐梨又石無石成に作り、古事記に、垂仁天皇の王子、大中津日子命は吉備之石无別之祖と注し、其の孫和気氏大に著る、其領知の地を磐梨(イハナス)と呼ぶ、後の和気赤坂及び美作の諸郡を兼めたるごとし(和気備和気郡の条を参考すべし)国郡制置の時、磐梨の名其つを得ざりしが、延暦七年に至り、和気郡の河西の数郷を割きて一郡と為し、之を磐梨と云ふ。

(磐梨郡)

類聚三代格云、元慶四年、備前国解偁、管和気郡内、件郡元与和気郡一郡、而其間有一大川、東岸往還有煩、仍延暦七年分置件郡、即管郷六、戸二百九十七、丁二千三百六云々。

正保国図には、岩生郡(イハナス)に作れり、後復旧す、今又、イハナシと唱ふ。

(岩生郡)

肩背郷(カタセ)　和名抄、磐梨郡肩背郷、訓加多世。○今肩瀬(カタセ)村是なり、大字肩背江尻大内の三に分る、和気郡香登郷の西、東大川を隔て、相対す、此郷は続紀「天平神護二年、割上道郡物理肩背二郷、属藤野郡」と見ゆる地とす、即物理郷の東隣也。

(肩瀬)

物理郷(モトリ)　和名抄、磐梨郡物理郷、訓毛止里井。○今物理(モト)村是なり、沖村、下村、瀬戸、光岡等の大字あり、肩背の西、上道郡日下郷の東北なり。(国造志云、毛止里井の義詳ならず、姓氏録に「水取連(モトリ)、神饒速日命六世孫、伊香我色雄命之後也」と見ゆ、此水取部の領にや、続紀、神護景雲三年の条に「藤野郡人母止理部奈波、赤坂郡人、家部大水、美作国勝田郡人、宗部国持等六人、賜石野連」とあれば、毛止里井は水取部の領のみ。(和訓栞云、モノの約モトにして、ロ井の反リ也)○和名抄、本郡七郷を録し、物理の外に物部あり、然れども三代実録に本郡六郷と云ふに拠り、且物部の地なきを見れば、其一郷は必物理と相疑似するを以て、後人誤り

て之を加へしならん、闕るを可とす)

瀬戸（セト） 今鐵道車驛なる、岡山を距る十哩、瀬戸に接して下村驛あり、小村市を成す、砂川（スナカハ）仁堀の山中に發し、瀬戸下村の西を過ぎ南流す。

磯名郷（イソナ） 和名抄、磐梨郡磯名郷。(磯名は續紀一所に沙石に作る、然れとも續紀「神護景雲三年、美作備前兩國家部（ヤカベ）母等理部二氏人等、賜姓石野（イソノ）連」とあり磯名亦物理の隣郷なれば、即石野の氏號より出てしを知る、其いそなと云ふ轉訛のみ、彼沙石も沙名（イツナ）の譌点たる事明白ならん、而其地を求むるに、物理村背の北なる吉岡村大田村を、磯名の舊域とすべきに似たり。

(石野)(沙名)

吉岡（ヨシオカ） 瀬戸の東北なる舊吉岡庄と曰へり、今其坂根、宗堂、鷹納等を合せて吉岡村と云ふ、古刀工に吉岡一文字と云ふは、此庄の住人とす。

古刀銘鑑に吉岡一文字の祖を助吉と云ふ、「備前國吉岡住人左兵衛尉助吉嘉元三年」と銘する者あり、其子の助光、助茂、助秀等、永仁正應より建武貞和正平の年號を刻する者を見るべし、又正中一文字と云ふは「備前國岩名（イハナ）莊地頭源吉氏」と刻み元弘比と見ゆ云々。(此に岩名とあるは、磯名に同しかるべし、岩は磯に通ず)

鍛冶屋（カチヤ） 今大田村と改む、舊吉岡庄内の地とす、謂ゆる吉岡一文字の刀工、此に居りしならん。〇和氣絹云、古備前と號する鍛工は、此鍛冶屋村に居りしならむ、謂はゆる友成、助成、助包、包平、助平等を古備前と稱す、皆一條院御宇の頃の人なり、源義經が黃金造、又平教經が櫻丸、ともに友成の作なりと傳ふ。工藝志料云、村上天皇天曆年間、備前に鍛工あり、名を實成といふ、其技群に拔く、實成子あり友成介成といふ、妙技並に父に劣らず、朝廷友成介成に命して晝の御座の劔を造らしむ、友成子あり宗安助友といふ、介友子あり友安といふ、並に皆名工と稱す、世人此の一派を稱して備前鍛冶といふ、又同國に包平（カチヒラ）、助平、高平といふ者あり、各善く刀を造る、後世これを備前鍛冶の三平といふ、又一條天皇御宇、備前の長船の鍛工正恒といふ者あり、技巧衆に超ゆ、其子弟一門、累世相繼ぎ名匠あり。(古刀銘鑑に據れば高平は應和年中、包平は永延年中、助平は寛弘年中とす)

河田原（カハタハラ） 今豐田村と改稱す、大田村の東北にして、和氣川の北岸とす、古へ磯名郷の中にや、又は珂磨郷の中にや、和氣絹に河田庄と曰へるは即此とす。(古刀銘鑑に備前河田住人則貞和四年の欵識ありと曰へり)

珂磨郷（カマ） 和名抄、磐梨郡珂磨郷。〇今可眞村、小野田村是なり、磯名の北とす、續紀に赤坂郡珂磨郷と見ゆるもの此也 又延喜式に珂磨驛馬二十疋とありて、坂長(三石)と高月の間とす、續日本紀に「河西驛移磐梨郡、其藤野郡家、移置河西以避水害」とある驛は珂磨を云ふ、今磐梨石生村の松木（マツギ）は馬次の跡とぞ。續日本紀には備前國司藤原の惣官掃守某と云ふ人名見ゆ、近世は専ら可眞（カマ）に作り、澤原の西に可眞村存す。〇三代實錄、貞觀七年授位の見上（ミカミ）神は、本村大字三上（ミカミ）に在り。

(松木)(可眞)

澤原（サハハラ） 今小野田（オノダ）村と云ふ、近世珂磨郷を小野田庄と呼べるにより、此名を立つ、河田原の北とす 小野田八幡宮は大字佐古（サコ）に鎭坐す、廣谷に小野田氏の城址あり。(國志)澤原は磐梨郡の中央にして、近時郡衙を置かれしこともあり。

(小野田)

石生郷（イハナス） 和名抄、磐梨郡石生郷、訓伊波奈須。〇今石（イハ）生（ナシ）村なるべし、澤原の東、和氣川の畔にして、和氣郡益原郷に對す、大字本村、田原等あり、並古の佐伯郷の南部を分ちしものとす。

石生郷は文德實錄「嘉祥三年、磐梨郡少領石生別公長貞、於磐梨下石生郷建神河、獲白龜一枚」と獻す、建神河は今其名を傳へず、續紀藤野郡增加の條に赤坂郡佐伯郷と云ひ、此佐伯は和名抄に石生和氣の二郷に分つ、石生郷は佐伯より分出したるを知るべし、然れども此地も即磐梨別の舊墟にして、氏人の居りしこと、文德實錄に的證あり、又本村に陶棺を發見したる事、史學雜志に見ゆ、本村の北佐伯（サヘキ）の南に本村（ホムラ）山あり、本村と云ふは磐梨郡の郡家ありし地なれば、斯く唱ふる歟。〇續紀「天平神護元年、藤野郡人別公薗守九人、賜姓吉備石生別宿禰」とありて、景雲三年紀にも石成別公賜姓の事あり、是等即石生郷の人なるべし、又和名抄に伊波奈須と注したるは、稍後の唱にて、古言は伊波奈志(无も梨もなすと訓み難し)なるべしなど本居氏の說あり。又和州石上神宮に石成（イハナス）社あり、彼神宮は物部佐伯の二大姓の主事せる所とす、而て此地を佐伯郷と云ふを思へば、相因る所あるや必せり、赤坂郡石上神社をも參看すべし。

佐伯（サヘキ） 今佐伯本村、佐伯北村、佐伯上村の三に分つ、石生可眞の北にて、和氣川の西岸なる山谷を占む、續紀に赤坂郡佐伯郷と云ふ是なり、東鑑、文治元年、池大納言室家領の一に備前佐伯庄と錄せり。佐伯郷は今本村（ホンムラ）と云ふ、澤原の北一里半、河水を隔てゝ和氣郡矢田に對す、佐伯は石上（イソノカミ）神宮に仕へし佐伯氏の部屬の居にして、吉備佐伯部と稱するものと、一類なりし歟。

和氣郷（ワケ） 和名抄、磐梨郡和氣郷。〇今佐伯の三村にあたることし、佐伯郷を分ち、和氣石生の二と爲し、其北を和氣と名つけたり、磐梨別の一族別氏の居りし所なればならん、石生郷の條に引ける「吉備の石成の別の宮處」なとある是也、本郷の北は赤坂郡周匝郷なり。〇當國神名帳 磐梨郡、八幡大菩薩和氣宮（ワケノミヤ）」は本郷に鎭坐歟。(小野田八幡にあたるごとし)

赤坂郡

赤坂郡

磐梨の西に隣る、其北界は久米郡、(美作)西界は西大川、(高田川)東界は上道郡とす、面積凡十二方里、今人口二万八千、十五村に分ち、治所を輕部に置く。

赤坂は和名抄安加佐加と註し、和氣清に熊崎村(今東高月村の大字と爲る)に寄陰寺タワ赤坂と云ふ地あり、之を郡名の據りところと述べたり。此郡は元磐梨縣の域内なりしを、割きて赤坂郡を爲せしが、天平神護二年に至り、其東南偏佐伯郷以下二郷を分ち藤野郡に入れたり、類聚三代格によれば、元慶中、本郡六郷、二百九十三戸、一千七百三十六丁あり。(和名抄にも六郷とす)

周匝郷

和名抄、赤坂郡周匝郷、高山寺本、注須左比。○今周匝村、山方村是也、本郡の東北隅にして、磐梨郡佐伯の北、作州津山川の西岸とす、今スサイと呼ぶ、周匝を二音を假りたる者にして、其不を比に轉し、又伊韻に轉したる也、入聲字を二音に假ること其例多し。(甲を加不の二音に、伯を保久二音に假るがごとし)

周匝　和氣郡梨より作州に通ずる路次にあたる、津山川倉敷川の交會にあたり、飯岡村に對す、(今田郡)俗に匝字を迎に作る。

山方　周匝の西なる山村とす、大字是里に延喜式赤坂郡宗形神社在り、兵風紫宗像の三女神を祭る、(神祇志料)當國神名帳に從四位下と錄す。

仁堀　今仁堀村と云ふ、山方の西にして、山方と嶺脈を分ち、其溪間は南流して砂川と爲り、上道郡に向ふ。○太平記に、山名伊豆守時氏、五十餘騎にて伯耆より打出て、子息左衞門尉師義を大將として、備前備中へ發向す、一勢は備前の仁堀に陣を取り敵を待つと云々。

布勢神社　延喜式、赤坂郡の官社なり、同式鴨神社三座と共に今仁堀の大字西村の谷に在り、昔は京都賀茂の神主松下氏の所務なりしと云ふも、近世は池田家の寺社奉行にて之を司り、社領百五十石を給したり。又布勢神社は仁堀の北なる龍天山に在りしを移したりと云ふ。(國志神祇志料)龍天山は作州久米郡弓削に跨る嶺嶽なり。○當國神名帳、赤坂郡從二位布施大明神、正四位上片山明神、從三位神峯明神、正四位下鴨布施明神など合廿七座を載す、其所在今詳ならねば之を省く。

(鴨神社)　(龍天山)

輕部郷

和名抄、赤坂郡輕部郷。○今輕部村及び仁堀村笹岡村是なり、周匝郷の西南にして、砂川の源なり、輕部と云ふは氏族の名より轉したるべけれど、泉州に輕部郷あり、彼地を根元とする歟。

輕部　町苅田驛の北なる山村なり、今其大字西輕部に本郡衙を置く、岡山を距る六里とす。(國志云、輕部の正滿寺、西光寺、淨土寺いつれも報恩大師四十八所の最中なり、又多賀(今輕部の大字とす)の紫微權現は北斗星の垂迹なりとぞ、社司は之を以て延喜式宗形神に同しと爲す。

鳥取郷

和名抄、赤坂郡鳥取郷。○今鳥取上村(町苅田)鳥取中村(町苅田上市)鳥取下村(沼田二井)西山村(仁保)等是なり、輕部の南とす。

國志云、町苅田四十四村を鳥取庄とす、千光寺は石井原に在り、天平勝寶年中、報恩大師創造、天正十八年、沼田左衞門太夫再造の由の棟札有り、往古は境内龍王山に在り、火災ありて千手谷と云處に移る、何の頃にや今の堂の山の上の頂にうつす、境内に來迎と云ふ岩あり、近世寺領三十五石、天台宗を奉す。

(沼田)

町苅田　今鳥取上村と云ふ、赤坂郡の中央に位置し、小高き丘の形勢あり、砂川仁堀山より來り、町苅田の東を遶き、下市の方へ下る、苅田は神田の義にして、古の吉備の神部などの田代なりしにや。

石上　町苅田の西北二里、今平岡村と曰へる内に在り、今布都美村と改稱す、布都之魂神社に在れる也、磯上にも作る。

布都之魂神社　國志云、神領村は平岡村石上村に在り、社領二十石を附せらる、神社啓蒙曰、素盞烏尊所帯之劔、號蛇韓鋤也、然以爲神寶、神代紀所謂一書曰素盞烏尊所帯之劔、今在吉備神部許」又云「其蛇韓鋤、號曰蛇之麁正、此在石上者」是也、因功則名麁正、據形則號韓鋤、所謂異名同物、崇神天皇御宇、本社大和國山邊郡(○按するに布都之魂とは寶劔の謂なり、其實和州石上神宮の條に詳にす、古語拾遺に「天十握劔、其名天羽々斬、今在石上神宮」と述べ、大和なる神社の千位詳ならず、本居氏の論に曰く「石上神宮は一書に吉備神部許とも記るせるから、備前國赤坂郡石上布都之魂神社これなりといへり、まことに一わたりはしかれもはるれど、さにあらず、其故はさしも名高き倭なるをおきて、吉備なるをたゞに石上とはいひてんや、若吉備のならば、かならず吉備石上などゝこそいふべけれ、さればなほ倭の石上なるべし、然るを吉備にあるよし神代紀に見えたるは、後に故ありて備前へ遷し奉りしなるべし、其時倭の石上の神宮が、さて劔などの類の神寶を藏めたる御社なるにより、其名を取て石上布都魂神社とは申しゝならん、いかにまれ、石上布都魂と云名は、必倭のより出たることを明きをや、かゝれば書紀又拾遺に在石上といへるは、初倭に坐し時の傳説なるべし」又曰く「備前の石上社の傳記には、神劔昔大倭へ遷し奉り、此社には坐さずと云へり、崇神垂仁の御時など、餘の神寶と共に京に

(平岡)

召上げ給ひけん、或說に（釋紀云、素戔嗚尊斬蛇之劍、今在吉備神部許、或本、吉備作寸簸、下文云出雲簸川上山、是也）吉備を簸川と混じたるは採るべからず。○神祇志料云、石上の神劍の事、日本紀の本文並に其一說、又は古語拾遺を按ずるに、吉備社は大和より移し奉れる神にや、又此社の劍を大和に移されて彼をも石上と稱するにや、今得て考ふべからず。○今按ずるに、大和石上神宮に石成（イハナス）神社別に在り、是れぞ吉備の神部の齋祀れる靈劍を移したる所と想はるれば、此より彼へ渡し奉ると云ふ說信にちかし、赤坂郡は本石成縣の中なれば、大和にて之を石成神と曰へる也、又石上の名は大和にも吉備にも專ら土地にかけて云へど、本來は靈劍をば古言に石上と呼びしにあらずや。當國神名帳、赤坂郡、從四位下布都明神。

宅美（タクミ）郷

（下岡）

和名抄、赤坂郡宅美鄕、高山寺本、注多久三。○今布都美、竹枝（タケエ）、五城（ゴジャウ）の三村にあたるごとし、國志に宅見鄕とは、平岡庄伊田の邊稱と云へり、伊田は今の五城村なり、此諸村は西大川（美作の高田川）の東なる山谷を占め、溪流は皆西大川に歸す。

（伊田）

宅美は工匠の義なれば、上古此地に技能の民人の住したりと想はる、卽延喜式「木工寮、備前國庸米三千斛」とあれば、寮の大工此に住したる歟、御野郡に大供（ダイク）村あり、其庸米も進納せる地かとも云ふ。（歷史地理）

伊田山（イダヤマ）（海拔二百四十米突）の北邊に銅鑛を出す、龍王[illegible]本[illegible]の二坑ありて、鑛脈は變質岩の裂罅に挿入す、近年は日々三百貫匁乾鑛二丁前を絕たず運轉し、運送は西大川舟楫を利用す、今五城村大字伊田。

葛木（カツラギ）郷

和名抄、赤坂郡葛木鄕。○今葛城村是なり、宅美鄕の南にして、西大川の東岸とす、川高、國頭、方谷の三大字あり。國志に欽明紀に見ゆる「吉備兒島屯倉の田令、葛木山田直瑞子と云ふ人は、本鄕の貫籍なりしにやと曰へり。

東宮山（トウグウ）

葛城村の東南にして、高月鄕鳥取鄕に跨る、一名高倉山と云ひ、本郡の高峯とす、西は高田川を隔てゝ、津高郡の金山に對す。○當國神名帳、赤坂郡從二位高藏大明神。

高月（タカツキ）郷

和名抄、赤坂郡高月鄕。○今東高月、西高月の二村に分つ、葛城鳥取二鄕の南にして、上道郡界に當る。

牟佐（ムサ）

今馬屋、穗崎と合併して西高月村と云ふ、西大川に近接し、上道郡舊國府（高島村）の北鄰なり、延喜式高月驛馬二十四と云ふは、今の馬屋（ウマヤ）と云ふを驛家址とするならん、東宮山の麓也。（牟佐は盛衰記に西川宴佐の渡とある宴（モ）佐に同じ）

（馬屋）

下市（シモイチ）

今東高月村と云ふ、鳥取鄕の南、物理鄕（磐梨郡）の西とす、砂川之を過ぎ上道郡へ入る。國郡沿革考に、備前國分寺は、國府市場の北隣、赤坂郡馬屋村に在りと云ふ、馬屋と上道郡國府は相去ること一里半。

邑久郡

邑久（オホク）郡

（大伯國）

和氣郡の南にして、西は東大川に至り、東及び南は海濱とす、今面積凡十方里、人口四万八千一町十九村に分ち、郡治は上道の兼管とす。

邑久は又大伯に作る、和名抄於保久と注したり、邑伯ともに二音に假る（邑は入聲オフなるをオホに、伯は入聲ハクなるをホクに假れり）稀有の用字例とす。國造本紀には「大伯國造、輕島豐明朝（應神）御世、神魂命七世孫、佐紀足尼定賜國造」と載せたり、然れども大伯國造の事他に所見なし、蓋吉備の東南海陬の地、古より自ら一區を成しゝ歟、續紀に「神護景雲三年、邑久郡人、別部比治等賜姓名生別公」と云ひ、又安仁神社ありて大吉備津彥命を祭ると稱す、而も大伯國造干係の事證に乏し、異なるかな。

長船（ヲサフネ）

今福岡、服部、八日市と合併し行幸（ミユキ）村と改む、本郡の西北端にして、和氣郡香登（カガト）村に密邇し、東大川の邊とす、古代より近時に至るまで劍匠刀工累世此に居り、聲名天下に聞ゆ。

和氣絹云、長船の鍛冶は近忠を元祖とす、四條院御宇天福の比の人ならむ、其子を光忠と云ふ、光忠の子を長光と云ふ、上手なり、或時福岡寶殿院に出火し、門鎖をつけたれば、鎰なくして開き難かりければ、長光作の刀を以て鎖を截斷す、此事天聽に達して、其刀は召上られ、今に御物となりて傳ふとかや、又太平記に、叡山妙觀院の竪者金村は、長船打の矢根を以て、鎧の前後二重をかけて、大の男の胸板を、背へぐさと射通したりとあり。○國志云、古昔長船に鍛冶多く、天下に著れたり、大永の頃、洪水に鍛冶の家悉漂沒して、其家多く斷絕す、纔に祐定が家のみ殘れり、行光清光が子孫今に殘ると雖、其業を傳へず、歷代名匠多し、中にも友成は一條院比長船に住す、此所の鍛冶の先祖なり、則宗は後鳥羽院比長船に居り、後福岡に住す、福岡鍛冶の先祖也、後鳥羽院御宇、諸國の鍛冶月を分て召しけるにも、備前國光も多し、世に是を番鍛冶と云、則ち菊の御紋を賜り、菊一文字と號しぬ、兼光は延慶頃の人也、足利尊氏九州下向の時、福岡奥の城に越年有て、兼光を召し太刀を作らしむ、卽長船村崇德天皇社の社頭に於て是を鍛上げたり、尊氏將軍此刀を試みて冑を切斷ちければ、冑割と名づく、長船の古城山は城主小笠原金光、或は長船長左衞門尉兼光

と云ふ、又鍛冶補定が家に云ひ傳ふるは其氏より鍛冶兼光に此地并六萬貫を賜ると云、兼光は長船鍛冶の元祖近忠が末にて、元□□の北の鍛冶と云ふ、六万貫といふこと不審、時代も相違す。(浮田秀家の家臣に長船又左衛門、同紀伊守など云ふもの備前軍記に見ゆ)

凡本邦の古刀劍、備前を以て製作最盛と爲し、其長船福岡は備前の古備也、劍工の傳記往々不實の言ありと雖、今銘刻の遺文に據り之を推すに、長光は文永正應永仁頃の人とす「備前國住人左近衛將監長光」と刻するものあり、其弟眞長は同時代とす「備前國長船住眞長」と刻す、長光の長子又長光と云ひ、同諱相繼く四世「應永三年長船住長光」と刻するものあり、長光の二男景光、又長船に住し同名三世に至る、初代長光と同時に兼光あり「長船住兼光文永三年」と銘するものあり、二世兼光は「長船住左衛門尉藤原兼光建武五年」と銘するあり、二世兼光の弟義光は左近衛大夫と稱す、四世兼光は應永二年の歎識あり、凡長船の歴代は、鎌倉幕府の中頃より天正の補定に至る、三百餘年間とす、(補定は、文明年中より天正まで、同名の父子子孫數人あり) 名工良匠の輩出、千を以て數ふへしと云ふ。○當國神名帳、邑久郡從三位因佐明神あり此神は長船の祠にあらずや、又按に長船の名義不詳、船連の因佐を重視したるにや、姓氏錄に因佐氏船氏あり。

福岡（フクオカ）

今長船と合せ行幸村と改む、長船と共に備前刀工の故盛とす、福岡と長船の間に八日市あり。○福岡は舊上道郡に屬す、備前國神名帳に上東郡福岡神社を載すと云ひ、今も福岡の西、河水を隔つる上道郡の諸村(御休村の邊)を福岡庄と云ふ、東大川近世西に遷移し、福岡豆田等の地、邑久郡に入ることとなれる也。

和氣絹云、福岡は古備前劍工の居址也、福岡は定則を祖とす、二條院御宇、平治比の人なり、子孫業を繼き最盛名あり、定則の姪を守近と曰ふ、其子守恒は世に惡七兵衛景清の帶ひたるあざまるの作者なりと傳ふ、岡部允則宗、中原權頭延房等の事は、長船吉岡の條下に見ゆ、皆福岡の住人也。○工藝志料云、壽永年間、福岡に劍工あり、名を則宗といふ、則宗は古備前長船の鍛冶定則の子なり、而して則宗の技藝父定則の上に出づ、是を福岡鍛冶の□となす、則宗子あり安則助宗成宗といふ、安則子あり末則といふ、助宗子あり助則盛宗といふ、成宗子あり久宗といふ、其の他□族及び門弟子に名匠多し、本邦に於て利器を出すとの多き、福岡の劍工の如きは未曾てあらざるなり、助宗造る所の刀の中心に一字を彫る、因て福岡の一文字といふ、子孫親族及門弟子等、後世に至るまで皆一文字と稱す。○按するに、福岡長船は、古昔の人見て一地と爲しヽに似たり、刀銘に長船住と刻すれど、福岡と刻するものなし、古刀銘鑑に纔に

備前國福岡住左兵衛尉長則造弘安二年

備前國長船住左衛門尉長則正安二年

の數例あるのみ。

福岡は舊庄號に唱ふ、上道郡の御休角山の二村も舊福岡の庄内とす、東鑑文治元年及び四年の條に「崇德院法華堂領、備前福岡庄」と錄し、太平記には「福岡庄は頼宮四郎左衛門尉の所領なり、然るに頼宮が軍忠中絶の刻、赤松律師之を申賜る、後頼宮細川の手に屬し、安堵の御教書を賜ふ」と載す、又此に城寨ありし事は、文明中の難波行豐文書(和氣絹に收む)に見ゆ。國志云、福岡奧の城は稻荷山、又は中島山と云ふ、村家より五六村乾の方、河原の中に在る小山なり、今は城とも見えず、古への川筋かへて如此なるか、赤松淡路守滿弘居城、後山名相模守備前を領せしときは、小鴨大城守頼宮四郎左衛門是を守る、應仁の亂の後、赤松左京大夫政則此國を領せしとき、家臣守之、文明十五年、備中福岡合戰の時、當國守護浦上宗三郎之を守る。

筑前福岡の藩祖、黑田孝高の祖先は、一時備前福岡に居りぬ、之に因り黑田家博多の西に築城して、福岡と命名したりと、此説は筑前國續風土記にも見ゆ、播州人の傳ふる黑田傳記系圖云、江州佐々木氏信の孫宗滿、弘安の頃伊香郡黑田村に住し、黑田判官と稱せらる、其七世孫左近大夫高政、備前邑久郡福岡村へ移る、其子下野守重隆、其子美濃守職隆、播州御着城主小寺氏を賴み、其家臣と爲る。

服部郷（ハトリ）

和名抄、邑久郡服部郷、訓波土里。○今行幸村に大字服部存す、即此邊を云ふ、長船も之に屬せるならん、東鑑に、備前國住人、服部左衛門六郎と云ふ人見ゆ。

應神紀に「天皇幸吉備、移居於葉田葦守宮時、吉備臣祖御友別、參赴之、則妃兄媛、(御友別之妹也)既織部縣、是以其子孫、於今在于吉備國、是其緣也」と見ゆ、織部は服部に同しかるべし、其子孫と云ふは兄媛の腹にましませる王孫を指す、賀陽郡服部郷を參看すべし。

石上郷（イソノカミ）

和名抄、邑久郡石上郷、訓伊曾乃加美。○今國府村大字磯上存す、此なるへし、服部郷の東とす、石上の名稱は、赤坂郡石上神社と相干係する所ある歟。

近時磯上の古墳より、陶棺并に子持高坏を出したり、共に世間珍稀の遺物とす。(史學雜志人類學雜志)

土師郷（ハレ）

和名抄、邑久郡土師郷、訓反之。○今國府村是なり、大字土師存す、土師は古代造陶を職とせる部民の住地なるべし、後和氣郡伊部に移りしにや、伊部には今日も備陶窯在り、之を備前燒と稱す(万壽寺記、貞治五年、以備前土師郷、相替被中佐味郷)

國府山（コクフ）

土師に在り、今土師福里及び牛文□上を合同し、國府村と稱す、國府山の下に延喜式「邑久郡片山日子神

(山片)社」在り(國內神名帳從二位賀多山大明神)此山國府と唱ふること、其故を知らず。○國志云、福里に馬塚と云ふ古墳あり。

笠加

今笠加村と云ふ、土師の南とす、古郷の所屬を詳にせず、須恵郷の西に當る、土師の中歟。

須惠郷 (和美)

和名抄、邑久郡須恵郷。○今美和村是なり、土師郷の東南とす、須恵飯井の二大字に分つ、延喜式邑久郡美和神社在り、須惠も土師郷と同因の所也。(姓氏錄に末使主、伊部造あり、和氣郡伊部を其よ)史學雜志云、古墳中に陶棺を見るは、備前美作を最多とす、中にも須恵村に發見したるは、古代製陶を職とせる郷民の葉たるを證すへし、東須恵の字本坊に一個、西須恵の桂山麓に一個、西須恵の釜が原に二個等也、東須恵の東佐山村にも一個を見たり、其他尙在るあり云々。

虫明

須惠郷の東一里なる海村なり、今裳掛村と云ふ、片上(和氣郡)灣の南口にあたり、古へは播磨備前間の一海嶼たりき、古書多く其名を見る。

備前守にて下りける時、虫明と云ふ所の古き寺の柱に書付ける、

虫明の瀬戸のあけぼの見る折ぞ都の事もわすられにけり、(玉葉)

風あらき虫明の瀬戸の夕やみに友呼ひかはす夜半の舟人、(新千載)

うしまとを叩く水鷄の音すなり波打あけて誰か問ふらむ、　たのもしやむさけの瀬戸を入る程は立白浪もよらじとぞ思、(散木)筑紫より上りける途によめる。

虫上狭渡、岸上古寺　釋運禪

楓柳江頭舟宿辰、枕涯晩寺影涵淪、晴沙日照庭堂夜、白浪花飛砌有春、鐘響不驚林底鳥、佛思猶溶水中鱗、權現昔日利生願、一體往人結善因、(本朝無題詩集)

國志云、虫明に等覺寺と云ふ眞言宗の舊刹あり、狭衣物語に、虫明の迫門に飛鳥井姫の身を投し時、

ながれても逢瀨あるとや身を投て虫明の迫門にまちこゝろみん

と見え、又此地に扇濱の名あるは、同書に飛鳥井姫の歌早き瀬の底の藻屑と成りにきと扇の風に吹きも傳へよとあるに因る歟、又迫門の中に裳掛岩と云ふものあり、是も姫投身の故事に附會せられ、近世は虫明鶴海の庄名を裳掛と稱す。(栢梨郷を見よ)

長島 (裳掛)

虫明の東南に横たはる島嶼なり、長(東西)二海里半、横約一鏈、片上灣の口なる鴻島の南に接し、狭水道を通するのみ、其長島と陸岸虫明の間を、虫明瀬戸、又は裳掛瀬戸と云ふ。○此島は古代の官牧なり、桓武紀「延曆二年、勅備前國兒島郡小豆牧、所放官牛、有損民産、宜遷長島、其小豆島者、任民耕作之」と、また延喜式に備前國長島馬牛牧と見ゆ。

鶴海

虫明の北、和氣郡伊部浦に臨める村落なり、今佐山と合同して、鶴山村と改稱す。

尻海 (長濱)

虫明の南西二里、長濱灣の北岸に在り、今王津村と改稱す、蓋此邊を佐井田庄とも呼べり。尻海の西南一里に長濱村あり、長濱灣は牛窓半島の北岸を一側とし、牛窓虫明兩瀬戸の西に灣入すること三海里、幅一海里半とす、灣首は卽長濱村なり、東方全く開放し、播州の家島を遠望するのみ。

尾張郷

和名抄、邑久郡尾張郷、訓乎八利、○今邑久村と改む、大字尾張存す、本庄村今城村も之に屬せるならん、須恵土師二郷の南にして、尻海の西とす。此は昔尾張の連氏の居れる地ならん、備前には尾張郷のみならず、尾針神社あり、針名神社あり、又伊福郷あり、皆尾張連の由緣ある所の者とす。

山田

舊莊名なり、今は本庄村と云ふ、尾張郷の東偏とす、尾張國に山田郡ありて、尾張連の一門に山田氏あり、此なる山田も其由緣ある歟。

大富 (今城)

今向山、北島等と相併せ、今城村と云ふ、大富氏は太平記に備前の宮方兒島和田今木中西松崎、又今木の大富大郎幸範、和田備後三郎範長云々と錄したり、向山に今木城址と傳ふるものあり、蓋大富氏の故墟とす　○兒島誌云、和田範長實は今木備後守高長の子にして、佐々木盛綱七代の孫と云、範長三男を三宅兒島三郎高德といふ、元弘殊武の功臣にして、世普く是を知る、高德男子三人あり、長を三宅太郎高秀といふ、初は伊勢に住し、後は備前に來り、宇喜多に住しければ、宇喜多の兒島と稱しけり、(大森景賴云、本州今宇喜多と稱する地名なし、或は昔ありて後世其名を改しも知るべからず)高秀の子高家、高家の子信德が代より兒島となのらず、直に宇喜多土佐守と稱す、信德の左馬允久家、其子和泉守能家云々。國志云、邑久郡今木の城址は、平家物語に「壽永三年、豐後國臼木次郎惟隆、緒形三郎惟茂、伊豫國河野四郎通信、備前の今木城に楯籠りしに、能登守教經押寄卽時に責落す」とあるにあたる歟。○平家物語に今木城と云ふもの、其位置につき疑あり、當時緒形河野の人々何の由緣ありて、備前に入り、此城に楯籠りし歟、備前とあるは豐前の誤なるべし、豐前とすれば緒方一黨の隣國にして、其由緣甚だ多し、四國九州の人々、突然備前に見ゆること、如何にも不審の事態とす。

豐原

今豐原村と云ふ、大字豐原、長沼、大窪の三あり、古の長沼郷にして、尾張郷の南に隣る。豐原の貝殼山と字する地は謂ゆる貝塚にして、石器土器をも出す、凡山陽山陰は貝塚遺跡の稀少なる地方とし、其のたま〳〵これあるは最研究に價値あり。(人類學雜志)備前國神名帳、豐原北島南島角等の三社を載す。

氏族志云、豐原氏、出自高麗人、又有出于新羅(姓氏錄)按俗官系圖云、天武皇子大津、有子曰栗津王、坐父

眞、箕[illegible]、竹子[illegible]、八[illegible]時、[illegible]、[illegible]、[illegible]實員、[illegible]、後藤則臣、有子[illegible]（[illegible]云、近世[illegible]云へるは、[illegible]庄[illegible]邑久などを[illegible]

(戸石城址)

長沼郷（ナガヌ／ナガヌマ）

和名抄、邑久郡長沼郷、訓奈加奴。○又豐原村大字[illegible]村是なり、尾張郷の西南にす、[illegible]、備前國[illegible]。

長沼豐原の南に一帶の山丘連[illegible]す、戸石山高取山の兩城址此に在り、其南は邑久郡細の舊村里とす　戸石城(トイシ)は宇喜多氏の[illegible]れる所とす、天文年中宇喜多和泉守能家、浦上家の老將として[illegible]、村宗の時同僚島村豐後入道觀阿、能家を[illegible]ちて之を[illegible]、[illegible]幼孫[illegible]に[illegible]る、幼孫長じて直家と云ふ、浦上宗景に仕へ、遂に[illegible]を復し、又浦上家を[illegible]して[illegible]る　○和氣絹云、長沼村の東大賀島(オホガ)に戸石城址あり、是れ宇喜多能家の城也、抑能家の先祖は、[illegible]百[illegible]國の王子、兄弟三人[illegible]にのり、當國兒島郡宇藤木村に[illegible]すといへり、代々浦上の家臣にて、能家[illegible]三代につかへて、軍功甚大なり、惜哉[illegible]なりしかば、其の次父[illegible]の名だにしれず、[illegible]に當郡邑久郷に江岸寺とて、宇喜多の[illegible]所あり、是に能家[illegible]に、[illegible]寺九峰和尚の賛あり、其大略曰、[illegible]、兄弟[illegible]兒島、中古立三宅姓、昔[illegible]之比、丁[illegible]之日、[illegible]木三郎、[illegible]戸清[illegible]、[illegible]紀氏、代々[illegible]、近北明應六年、江州[illegible]紀宗[illegible]、[illegible]州之[illegible]、[illegible]、退[illegible]、[illegible]之[illegible]、能[illegible]入宗[illegible]、[illegible]十日、一日[illegible]、[illegible]南[illegible]、八年、紀宗[illegible]、退[illegible]山[illegible]、入自[illegible]、[illegible]則宗、[illegible]、入[illegible]、文[illegible]年、[illegible]之[illegible]津、[illegible]、永正十五年、[illegible]、[illegible]入三石[illegible]、十六年、村宗[illegible]、在[illegible]、[illegible]作[illegible]、同年十二月、能[illegible]三千餘、[illegible]、[illegible]退[illegible]、十七年、[illegible]、村宗入作[illegible]、陣于岩山南、能家將二千餘從焉。○按に宇喜多一に浮田に作る、赤松再興記は兒島備後三郎高德の後胤と曰へり、[illegible]には宇喜多家譜を引き、百濟國人の後と爲し、兒島備後三郎高德の嫡子太郎高秀を浮田の祖と曰ふ、然れども高德の其人、已に世の疑ふ所たり系圖明了を欲く、蓋兒島郡の三宅氏の族黨たること、推斷に足るのみ。

射越（イコシ）

今川口、五明等と相併せ、豐村(トヨ)と云ふ、豐原の西、東大川の沿岸とす、川口は西岸なる西大寺と相對す。○和氣絹云、相傳ふ、太平記に見ゆる和田備後守[illegible]長の在所は[illegible]村なりしと、[illegible]長は兒島三郎高德が親にて、一族和田四郎[illegible]家、同五郎[illegible]氏、射越五郎左衛門尉[illegible]定、今木太郎[illegible]、舍弟次郎[illegible]、仲[illegible]大富太郎幸[illegible]等あり、中西四郎[illegible]房は太平記には[illegible]とあり、今北島村中西の人なり。

牛窓（ウシマド）

今牛窓村と云ふ、長濱郷の南なる小半島の地に在り、村の東南に前島及び黒島青島等ありて屏障を作し、一灣灣を形つくる、往時は與明と共に備前海上の一大埠なりしが、近時は稍く衰へぬ。○水路志云、牛窓港は小豆島西角の北約六海里に當り、陸岸にある一港なれども、其實は兒島灣の南側を成せる半島と、前島及び其西方に擴伸せる淺堆との間の深水道なり、此水道は其幅二鏈を超えず、且其西側[illegible]に淺きを以て、港に近寄る事甚困難なり。

備前州牛窓、海路之要津、浦戸殷實、瓦屋比々、寛永中、[illegible]氏相傳、[illegible]道、[illegible]氏、初此地[illegible]大[illegible]、當時[illegible]、[illegible]興[illegible]、[illegible]往時、予[illegible]氏、[illegible]之方、大可[illegible]、而[illegible]、逐[illegible]者、專任[illegible]力、[illegible]化之[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]天下之[illegible]、而其[illegible]之心、[illegible]氏之[illegible]、[illegible]之[illegible]、非久[illegible]、[illegible]其居之側、[illegible]之[illegible]也。（[illegible]）

舟次牛窓　永井　孝[illegible]

津[illegible]、[illegible]色[illegible]、[illegible]外[illegible]、[illegible]月中[illegible]、山接[illegible]、[illegible]白石[illegible]、方舟不[illegible]、[illegible]、

(卯島津)

牛窓は名義詳ならず、神社考に「神功皇后、[illegible]上、時有大牛、出欲[illegible]、住吉大神化老翁、以其角投[illegible]之、故名其處曰牛[illegible]（ウシマトロヒ）、今云牛窓[illegible]也、其牛[illegible]爲二落死、[illegible]所化也、[illegible]有八頭、[illegible]、仲[illegible]之、[illegible]首所化也、[illegible]」と述ぶ、是は古傳説を承けたる者なるべけれど、[illegible]附會の談のみ、万葉には

牛窓の浪のしほさゐ島とよみよせてし君にあはずかもあらむ

と載せたり、海東諸國記に「丁亥年、遣使來賀、[illegible]現像、書[illegible]備前州卯島津代官藤原貞吉」と見ゆ、丁亥は我應仁元年にして、卯島津は牛窓なるべし、且名稱もウシマヅとあるを正實に近しとすべし。圖書編日本國序に「備前其[illegible]者、爲[illegible]、[illegible]、爲[illegible]大」とあり、[illegible]は牛窓とよむ[illegible]、其外は不詳

和氣絹云、牛窓の[illegible]浦と云ふ所に、[illegible]島と呼ぶ[illegible]あり、[illegible]には現出す、[illegible]法師の句なりとて「牛窓は如何なる神の[illegible]やら浮きたる石の流れあるらむ」と傳へり。○金毘羅參詣圖會云、山家集、牛窓の瀬戸にあまの出入りて、さざゐと申ものを採りて、舟に入れ具しけるを見て「さざえすむ[illegible]門の岩[illegible]もとめ出て[illegible]しあまのけしきなる哉」天正元年、足利將軍[illegible]、[illegible]氏に逐はれ西國へ走りたまふ時、連日篷窓に涙の枕を欹て、一首の歌を此浦にて海中へ投入れ、八大龍王に祈りたまふ、[illegible]や[illegible]路の旅は牛窓の月の夜[illegible]に[illegible]る[illegible]、[illegible]國志云、牛

窓の本蓮寺は、永享年中、邑主石原但馬守道高の創建せる日蓮宗の道場なり、其一族の墓あり、また師樂（シラク）と云ふ地名、牛窓浦に在り、是は聖武紀に見ゆる新羅（シラヤ）浦也。

(新羅浦) 續紀、天平十五年、備前國言、邑久郡新羅邑久浦、漂着大魚五十二隻、長二丈三尺、已下一丈二尺已上、皮薄如紙、眼似米、聲如鹿鳴、故老皆云、未嘗聞也。

牛窓は邑久浦とも、新羅浦とも呼びし地成、齊明紀に「天皇西征、御船到于大伯（オホノミ）海、時大田皇女產女焉、仍名曰大伯皇女」天武紀に「先納皇后姉大田皇女爲妃、生大來皇女、與大津皇子」ともあり、此大伯海の泊所も牛窓なるべし。

(大伯海)

鹿忍（カシノブ）

牛窓の西一里なる海村なり、傳生の首邨。國志云矢寄濱は今鹿忍村にあり、盛衰記の、新大納言成親配流の時の紀行に「潮指いせと、蓬が崎より、矢寄（ヤヨリ）濱を漕渡り、備前國兩への浦より、內海を過りて小島と云所に着」とあり、蓬の崎の名も鹿忍に遺る　東寺百合文書、元亨元年鹿忍庄見ゆ。

藤井（フヂヰ）

今千手、岡知、宿毛と相併せ、大宮村と云ふ、安仁の大神鎮坐するを以て也、鹿忍の西に接する山村也、國志云、藤井孫次郎幸實は、鹿忍庄の下司にして、藤井に其宅址あり、之を藤屋敷と曰へり、此等は元亨以前の人なるべし。○太平記云、備前には今木大富太郎幸範、和田備後二郎範長、知間二郎親經、藤井羽越五郎左衛門尉範貞、兒島中吉美濃權介、和氣彌次郎季經、石生彥三郎、此外四國九州の兵までも、聞き傳へ〳〵船上山へと馳せ參りける

安仁（アニ）神社

今藤井に在り、本社の故を以て大宮（オホミヤ）村と稱す、本社は當國の名祀にして近時國幣中社に列す、祭神不詳、俗稱二宮（ニノミヤ）。國志云、安仁神社は近世社領五石、延喜式、邑久郡名神大と註す、仁明紀に「承和八年、備前國邑久郡安仁神、預名神者」とあるに合ふ、文明二年、浦上美作守則宗の下知狀一通を所藏す。○國邑志云、神社考に安仁社家の說を引き「孝靈天皇三子、其一者備前一宮、其一者備中一宮、其一者備後一宮也」と曰へり、然らば安仁祠は三皇子（五十狹芹彥命亦名大吉備津彥命次彥狹嶋命次稚武彥命）の長兄君たる五十狹芹彥を祭るならむ、其安仁とあるは、即長兄君の謂とす。○按するに安仁神社は備前二宮と稱す、近年社人より祭神一座神武天皇の皇兄彥五瀨命にましますと上申し、官家より國幣中社の特格を賜はる、實例なき事也、抑此社は寬文十年國主池田光政の再興したる所にして、當時綱政の願文には、天照大神を祀ると云ひ、其文書瞭然たり、然れども天照大神を此地に祭られんには、必ず古書に其傳あるべきに、其のこれなきは餘神なること勿論とす、或人は「吉備下道國造兄媛命亦稱兄媛」と云ふを引き、兄媛命を祭ると曰へり、備くべし、又安仁は和邇の訛にて、大和近江等の和邇氏の同族の人々の、此に來往して祭る所かとも曰ふ、尙考ふへし（現在の祭神云々は是これなければ此に論し奉らず）○本社、應永三年、住持沙門注進狀、

備前國豐原御庄邑久郷、蓮華寺住持謹申、

當寺文書紛失狀證署證判事、

一寺敷四示之內、四至、東小千手谷、南大道、西王子森、北行貞山、當寺敷行敷行枝用之西岸、北峰、

彼敷地內田畠山林等、皆寺敷四示之內也、

合安仁社羅免分領之事、

一所藤光名內、字栖里十五坪四段、　安仁社大般若免

一所同藤光名內、字栖里廿五坪三段、　安仁社大般若免

一所同行乃名內粟栖里、廿六坪四十五代、同上（下略）

神宮寺に「備前國二宮、永享御師、當御寺、建曆二年所被下院廳御下文也」とあるは、此に干係なき歟、或云、安仁は阿知使主を祀れるにあらずや、本社に接して阿知（アチ）村あり、今大宮村に遺れり、應神の阿知使主、應神帝の時、呉國に遣はされ呉織穴織等の女工を伴ひ來る、應神紀に「是女人等之後、今呉衣縫蚊屋衣縫是也」と錄し、蚊屋は吉備の地名とす、同紀に又吉備兄媛に織部縣を賜へる事も見ゆ、阿知使主の將來りし女工の部民が、吉備に殘りしは疑なたり、本郡にも服部郷あるは、蚊屋の服部の支分なりと知られ、此なる安仁神も、阿知使主を服部の人々の祭れるならん。

(阿知)

弘法寺（コウボフ）

藤井と鹿忍の間なる、大字千手（センジュ）に在り、千手とは千手觀音を此寺に安置するに由る。○弘法寺は一に眞法寺に作る、報恩大師四十八所の隨一にして、弘法大師の再興せる所と傳ふ、近世に至るまで寺領六十石、鎮守山王社の神田百石を給與せられ、一郡の名藍たり、報恩大師像、寺內永昌院に在り、古人判物觀音由來、官符長下知狀一、寶元二年豐原庄官沙彌等四至牓示狀一、建長三年政所下知狀一以下數通。（國志）

(千手)

「豐原御庄政所下　千手寺住僧所

可早免除諸使等事

右當寺者、報恩大師之建立、觀音薩埵之靈場所也、於當御庄之御崇寺、奉爲一院、致御庄安穩預所息福御祈禱勤仕云々、因茲彼檢斷使等、於當院者不可入者也、縱雖於當院犯殺害重科輩者、申院內子細、於當政所、可申行者也、（中略）

建長三年十一月日　政所左馬允平□□」

片岡（カタヲカ）

今久々井（クグヰ）と合同して、朝日（アサヒ）村と改稱す、藤井の西南にして、海濱に近し。九條判官資經家郎等に、片岡八郎爲春と曰へるは、此村人なりしとぞ。「和氣郡誌」吉備前鑑に、元弘三年五月十日の着到狀「備前國片岡別當下□兵部□□平一」云々とある古簡を收む。

犬島（イヌシマ）

朝日村、大字久々井の南一海里、兒島水道の口に泛たる一島なり、今朝日村に屬す、方三四町の小

嶼なれど住民あり。金田諸島圖會云、牛窓港より西南へ三里計りの沖に、犬島あり、其絶頂に犬の形したる巨巖あり、之を島民犬石明神と號す、前太平記に藤原純友の亂の時、賊ども犬島の瀬戸を塞きて、官軍を拒ける由見ゆ。

邑久(オホク)**郷**　和名抄、邑久郡邑久郷、訓於保久。○今大伯(タイハク)村并に大宮朝日の諸村とす、長沼郷の南とす、古代本郡の首府を置きし地なればならん、大伯村に邑久郷てふ大字のこれり。

和氣舊云、邑久鄉の江岸寺は、寛文年中退轉す、宇喜多氏の菩提所なりき、松江と字する所は、宇喜多氏の別邸なりとも傳ふ、乙子(オトゴ)城址は、宇喜多直家の舊邑とす、直家曾同胞三人此に生長したる處、一說和泉守能家死後、子あり異宗と云ふ、貧窮にして邑にたへず、其幼孫は福岡村阿部定禪と云ふ富有の家に隱れたりと云へり、宇喜多記には直家幼稚の時、備後に居たまふとあり、西國太平記に西大寺の住持の尼は、直家の伯母にて、此にて養育せらるゝと爲す、戸川記には直家忠家春家兄弟三人、乙子村三百貫の所領なれば、家人はおほし、勝手困窮すと錄す。(外史補云、直家舊北浦上宗景、寵之賜乙子城、直家以宗景命、從其國中村備中、階沼城、龜居沼城)

(乙子)

神崎(カウザキ)　今邑久と合同して、大伯村と云ふ、神崎以西東大川より兒島水道に至る地は、近代開拓して幸島(カウシマ)村と云ふ、全く堆積土砂より成る、尾張國原等の潟漬流れて、幸島と片岡の間にして海灣に歸入す、千町歩と稱す。(幸島新田は貞享中の新開也)○續和紀に「天長三年、備前國停田原池、神崎(カウザキ)池」と見ゆ、神崎は卽此地歟、田原と云ふもの詳ならず。(磐梨郡石生村に田原の大字あれど、神崎と隔絶す)

當國神名帳「邑久郡、從三位神前明神、笠松明神、牛窓明神、從五位上稻荷明神」など見ゆ。

(幸島)

靫負(ユゲヒ)**郷**　和名抄、邑久郡靫負郷、訓由介比。○今詳ならず、一書に長船の舊名なりと云へど信し難し、備前國神名帳の中に邑久郡靫負神社と云ふありとも曰へり、靫負とは上古大伴久米の人々に從ひし武士の一團にして、弓箭負(ユゲオヒ)(帶箭の義)なり。

尾沼(ヲヌ)**郷**　和名抄、邑久郡尾沼郷、訓乎奴。○今詳ならず。

柘梨(ツナシ)**郷**　和名抄、邑久郡柘梨郷。○今詳ならず、高山寺本、柘梨に作り、郡奈之と注す。村岡氏云「柘梨は東大寺文書、寶龜五年、邑久郡積梨(ツナシ)郷、戸主秦造國造と見え、東寺嘉吉二年文書には都梨郷に作り、永祿九年、備前國洲保庄圖記に杯梨郷に作る、今の虫明鶴海の邊にて、宣胤卿記に裳縫庄と云ふにあたるならん」

(積梨)

桑濱(クハノハマ)　今詳ならず神崎の濱歟、本朝世紀云、天慶四年、備前國馳驛使、健兒額田弘則二人參着、其解文云、凶賊藤原文元、其弟文用三善文公等、到着部下邑久郡桑濱、各帶弓箭率從一人、并六人騎登陸地、國宰且移送播磨美作備中等國、且微發人兵、警固要害、搜求山野云々。

上道郡

上道(カミツミチ)**郡**(ジヤウタウ)　邑久の西、磐梨赤坂の南にして、南大川及び兒島海灣に臨む、大略平夷の田土にして、丘陵の所々に散在するのみ、面積凡八方里、今二十六村に分つ、人口五万、郡治は西大寺村に在り、方俗呼びてジヤウトウと云ふは、上東の謂なり。

國郡沿革考云、上道郡、後世其東境居都(コツ)、口下(クサカ)、那紀(ナキ)、幡田の四鄕を割き、上東郡と云ふ、正保國圖之に仍り、寛文中廢して上道に併す、以後稱呼はジヤウトウに從ふ。

(上東郡)

郡鄕考云、上道郡いつの頃よりか、東と口の二つに分れたり、天正元和の比の檢地帳に、上東郡の名あり、寛永元年の國内神名帳にも、上東郡見ゆ。○上道は和名抄加無豆美知と注し、備中の下道と相比し、吉備臣の一族たるなり、應神紀に「以上道縣、封御友別、中子仲彦、是上道臣香屋臣之始祖也」とありて、仲彦の分封以來、上道(カムツミチ)の稱起る、國造本紀に「上道國造、輕島豐明朝(應神)御世、元封中彦命兒多佐臣、始國造」とあり、多佐は雄略紀に田狹に作れり、國造の稱は多佐に始まる。(古事記には「大備津日子命者、吉備上道臣之祖」と見え、姓氏錄本紀には「彥五十狹芹彥命、亦名吉備津彥命」とありて、續日本紀、天平寶字元年の條に「上道臣斐太都、賜姓朝臣、大吉備津彥命之後」と載す、吉備の諸氏は皆孝靈帝の王子に出つれど、其所說異同あり)氏族志云、上道氏、仲彦子多佐臣、爲上道國造(古事本紀)卽上道臣祖也、雄略帝時、以上道臣田狹、爲任那國司、其妻入宮生星川王、及帝崩、星川作亂、上道臣族、師艦四十艘援之、已而星川事敗焚死、清寧帝讓責上道臣等、奪其所領山部、(日本書紀)孝謙帝時、備前國造上道正道、及上道臣斐太都、並賜朝臣、斐太都後爲吉備國造、(續日本紀)

當國神名帳云、上東郡、天神八王子月尾宮、正二位福岡大明神、正四位上石津明神、從五位上立河明神。

(上道國)

東大川(ヒガシオホ)　又和氣(ワケ)川と云ふ、上游は美作に在りて、津山(ツヤマ)川と云ふ、津山川本州周匝驛(赤坂郡)に至り、倉敷川を容れ、南流和氣驛に至り、西南に折れ、邑久上道等の郡界を成しつゝ、幸島九蟠二村の間に於て、兒島水道に入る、州界より此に至る長十二里、其下游は西大寺まで潮汐を通す、舟筏は遠く作州の往來を爲し、十六里餘に及ぶ。

一日市（ヒトイチ）　今吉井、淺川等と相併せ、御休村と改稱す、資福岡庄の中なり、本郡の東北隅にして、赤坂郡月背郷の南、邑久郡長船と東大川を隔つ。

吉井（ヨシヰ）　今御休村に入り、其大字と爲る、國志に吉井の石津明神は、百二十八社とも云ふとあり、百二十八社とは古中の當國神名帳の社數にして、此社も其一に數へられしと云義なるべし。○備前古刀の中に、吉井鍛治あり、爲則の作に「吉井住正和三年」の銘あり、其子景則「吉井住貞和五年」の銘あり、其子弟一流數多の名匠ありき。

宇治郷（ウヂ）　和名抄、上道郡宇治郷　○今詳ならす、角山村の大字内か原と云ふは、宇治郷の遺唱にあらずや、此臆說を是とせは、角山なるべし、然れども角山の東に豆田あり、豆田郷歟。

角山（ツヤマ）　今竹原、才崎、内か原、百枝月を合せて角山村と云ふ、角山はもと竹原と百枝月の間なる丘陵の名なり。

日下郷（クサカベ）　和名抄、上道郡日下郷。○今浮田村、及び平島村玉井村なるべし、浮田に大字草下部存す、平家物語井に盛衰記に、壽永元年閏十月、妹尾兼康草壁に馳付たること見ゆ、卽此也。或書に草部を土俗草部に作り、ヒトカブと唱ふと見ゆるも、此に外ならじ、和名抄日下は部字を省きたる也。(河州日下參考すべし)

沼（ヌマ）　今草下部と併せ、浮田村と云ふ、浮田直家の勃興したる地なれば也、中世より延喜式の古驛廢し、備前國府の東には沼草壁を驛次と爲しゝ如し。○沼の城は、永祿の比、浦上宗景の臣、中村備中(一作中山)の居なりしを、浮田直家、宗景の命を以て之を誅殺し、直家移りて居る、後岡山城に移り、遂に自立して國主と爲る。

居都郷（コツ）　和名抄、上道郡居都郷。○今古都村是なり、日下郷の西にして、藤井、南方、宍甘等の大字あり、國志に後世當麻庄と云ふも、古郷の中と曰ふ。

藤井（フヂヰ）　沼の西一里、岡山の東北二里、小驛市なり、然れども今鐵道停車場にあらず、其傍に宿と云ふ大字あり、妙善寺合戰記に、浮田直家沼の城を陷れて、古津驛の南なる宍甘鼻に陣するとある、卽此とす、宍甘はシシカヒと訓む。

(宍甘)

財田郷（タカラタ）　和名抄、上道郡財田郷。○今財田村と云ふ是なるべし、居都の西に接し、近世は財莊、吉富庄と稱したる地とす、高山寺本に財部とあるより見れば、財田の田は部の譌にして、古訓多加良なり、今大字長岡を鐵道車驛とす。(岡山と瀬戸の間なり)

(長岡)

四御神（シノゴゼ）　今財田の大字とす、長岡の北にして、此に延喜式上道郡大神神社四座いませり、故に中世以降四の御前の名起る。當國神名帳、上道郡、大神神社四座の下に、楠本梨本と注す。

可知郷（カチ）　和名抄、上道郡可知郷。○今可知村及び芳野村なるへし、財田居都の南とす、(本國中世の土豪に、加治氏あり、干係如何、金山寺元德三年官符に、加治五郎三郎と見ゆ)

大多羅（オホタラ）　今可知村と云ふ是なり、大安寺資財帳に

上道郡五十町、大多貝、茶原、四至東山守江、南海、西石間江、北山、右依前律師道慈啓白、天平十六年納賜者、

とある大多貝亦此とす、當時大多貝の南は海灣にして、其東西に江渠ありしを知る、東なる山守江は今の砂川にして、仁堀山中に發し、草部日下部等を過ぎ、此に至り凡八里とす、大多貝の南に近世新田を開き、兒島水道まて凡五十町の距離を見る、桑滄の變革を識すへし。

(砂川)

淺越（アサコエ）　今芳野村と改む、大多羅の東に接し、砂川の邊とす、近世庄名にも呼ひたり。

久保（クボ）　今富崎、西隆寺等と相併せ雄神村と云ふ、淺越の東にして、東大川の西岸也、此地及び西大寺村は、古郷名の係屬を缺く。

西大寺（サイダイジ）　寺名にして、又村名に轉す、今此村に本郡々衙を置く、東大川の西岸、兒島水道より北三海里に在り。

西大寺（サイタイジ）　國志云、金陵山西大寺は、寺領五十七石、眞言宗、天平勝寶年中、周防國玖加庄藤原氏の女皆足の本願にして、古へは金岡莊松中島に建てたり、寶龜八年、僧安隆兒島郡の樋の瀬戸に於て、龍神より犀角を授得し、之を空中に投したるに、今の寺地に落下す、安隆因りて堂宇を此に移建し、犀藏寺と名つけたり、永正年中、僧眞阿中興す、天文元年火災、同三年修造、毎年正月二七日の修法大會あり。

有方錄云、西大寺、上元投藥燿香、近隣數州人競至、爭攀紛挐、自初昏至曉始定、其得是者、承福利、若貧民得之、富人購求、或以十餘金、其呼嘯聲、聞於隔海地、讃岐州云、藥燿一日御福、觀音像前、置榲木、一尺許、燒香誦經、歷二十一日、淨紙果封、大至如杵、風俗之陋、可笑者。○山陽文稿云、西大寺、因寺成邑、舟船所輻湊、在前備爲一都聚、著稱遠近、西大寺爲犀藏、相傳後鳥羽朝改之、或曰不然、足利尊氏東上時所改、蓋武人不識字、聽音濫呼、或文檄副急、苦其點畫稠密、故從簡耳、寺安觀音像、像造於天平勝寶、寺建於寶龜之八年、僧安隆者、遇異人兒島海中、授以犀角、曰投之水、隨其所沈、可以興寺、從之、卽今地是、備前二水、皆自美作來、南抵兒島、其東者襟州治、而西者帶寺、波水奔騰、日夜不休、而某礎屹然、邑屋鱗次、倚寺而宅者、千餘家、犀之靈焉、非虛言也。

金岡（カナヲカ）　西大寺の南を金岡村と云ふ、土俗此を古畫師巨勢金岡の故里と說き、其墳墓といふものあり。○金岡は中世庄名にて、東寺百合文書、嘉吉二年備前國棟別錢の沙汰に、當麻庄金岡庄あり、此邊は豆田郷歟と云ふ。

上道新田 上道郡の南側、兒島灣の埋田を云ふ、今操陽、三蟠、沖田、光政、津田、九蟠、金田の七村是なり、兒島水道の北、東西の大川の間なる淺水灘を埋築したるものとす。○後樂園志、池田侯撰文云、余毎過其封倫前、實國土之勢、未嘗不想見□澤伯□津田永忠之有功績于我家也、伯□輔相余祖、天下人々之所知、至於□□□之者蓋鮮矣、我芳烈公移封此土、天下始免干戈、田野未闢、禮文未備、公鋭意圖治、□於轟躬之才、或選賢於世臣、或擧能於草莽、爰得□澤氏津田君、君歷任二世、在職五十年、賢猷功績、不遑枚擧、設社倉以備兇荒、頒節儉條法、以敎□士之術、牧馬造船以脩軍備、毎郡置郷校、營閑谷黌、開墾幸島福浦沖倉田等、及□□倉安川、得地大約貳千四百四十五町、晩致仕、老于閑谷、專督學校、以終焉。

(倉田)

上道郡新田は、延寶年中、先つ倉田村の斥鹵を開き、倉益倉富の二村三百町五千石高の地を築成す、(倉田は古村にて、倉田氏は佐々木の一族にて、飽浦加治と同系とぞ) 次に沖新田の埋立あり、元祿中に至り成就す、一千五百餘町、二萬八千石高とす、一番より九番まで、九村と爲す。(國志)其三番は今の三蟠村にして、平井の南東、西大川の口にあたる、江並を冠頭とす、九番は今九蟠村是也、東大川の口にあたる。

(三蟠)　(九蟠)

吉備事蹟云、岡山侯の番頭津田左源太の開田せる時、阿幾多といふ女を人柱として埋立て、其新田成りて後、地主神に祭ると說くは、妄誕なり、(沖田神社は今沖田村に在り、池田家にて、元祿七年創建、□封五十石を附せり、沖新田の田神の祠なり、人柱云々とあるは附會のみ) 抑此新田開發の始め、海岸一里許の沖に、杭を打ち大索を張ること三里、索に大竹籠を段々に掛けならべ、近所の山丘を崩壞して、斥鹵を埋め、幾多の泥濘を疏通して、汙澤を治め、其間に淡竹に、さまざまの雜木の自然に引掛るを、其まゝ波打際にしたて、、石の堤を築き、新田成就したり、すべて岡山侯の新田、十萬石高と曰へり。

(沖田神社)

福泊 今岡山、海吉等と合せ、富山村と云ふ、西大寺の西、上道新田の北とす、岡山市街の東郊一里に在り。

曹源寺 圓山に存す、池田綱政侯の菩提所にして其廟此に在り、元祿十一年創建、寺田二百石、禪宗を奉ず。

幡多郷 和名抄、上道郡幡多郷、高山寺本、波多。○今幡多村是なり、財田の西にして、大字網、高屋、藤原、澤田等に分つ、此幡多は應神天皇行幸の葉田の葦守宮なるへし、高屋はやかて其宮殿に由れる名稱にやと云ふ、然れとも備後賀屋郡に別に足守の地名遺り、今孰れと決し難し。(賀陽の服部郷參看)

(高屋)

應神記云、天皇狩于淡路島、便自淡路轉、以幸吉備、遊于小豆島、亦移居於葉田、(葉田此云簸娜)葦守宮、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫、爲膳夫、而奉饗焉、天皇於是、看御友別謹惶侍奉之狀、而有悅情、因以割吉備國、封其子等也、則分川島縣、封長子稻速別、是下道臣之始祖也、次以上道縣、封中子仲彥、是上道臣之始祖也、次以三野縣、封弟彥、是三野臣之始祖也、復以波區藝縣、封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也、即以苑縣、封兄浦凝別、是苑臣之始祖也、即以織部縣、賜兄媛、是以其子孫、於今在于吉備國、是其緣也。

幡多は蓋楊織部の略にして、其部民の住所とす。

澤田 今幡多村の大字にて、妙善寺城址あり、永祿年中、浮田三村の二氏、此に合戰す。

妙善寺合戰記云、宇喜多直家、諸城におはしける時、毛利家より備中松山城主三村紀伊村家親に被申付、美作を取靜めんとす、直家遠藤喜三郎を語らひ、竊に作州に入らしめ、□村興禪寺のたむろにて、家親を鐵砲に討殺す、家親の子二人あり、兄は小田郡猿掛山の城主にて、莊元祐と云ひ、弟は家を繼ぎ修理亮元親と云ふ、二人は宇喜多が隙を伺ひける、然處に上道郡澤田村山に、妙善寺と云ふ城有ければ、備中より四五百人忍びて寺を出し、夜に紛れてこの妙善寺の城を乘取、備前一の宮辛川表へ押入ける、是をば知らず、宇喜多直家は逞兵弥十數多召供し、沼の城を打過ぎ、古津の宿の西、宍甘鼻の山上に旗打立させ、今日の中に澤田妙善寺の城を責落さんとせられける、□備中より押寄る三村勢、辛川の宿にて六七千の人數、當成山富山の城下に廻り、春日の宮よりあくた川を打渡り、朝日山の下を廻りて、三升山へ付て掛、妙善寺の後詰せよと向ひたり、一手は庄元祐を大將とし一手は伊福村の中道より眞一文字に、今日岡山の御城の北石關町の邊より、原尾島村の前まで打續き、直家の本陣へ討て掛り、合戰を始んとたくみたり、又本大將三村修理、一萬餘りの人數にて、津島村より福林寺縄手を眞直に、本街道を土手の前へうち通る、□釣の渡を越て、上道郡國府市場村へ打通、湯迫村へ取揚り、四の御前村の上より宿奥村觀音寺村邊を、沼の城へ押寄、直家留守の透に沼の城を乘取て、龍村へ勢を出し、直家を眞中に取籠て、討捕謀略に云合せたり。

上道郷 和名抄、上道郡上道郷。○今高島村及び宇野是なり、幡多財田の西北にして、西大川に沿へり、北は赤坂郡高月郷に至る、備前國府の地なり。○當國神名帳、上道郡正三位深田大明神、布施大明神、堰爪大明神、高島大明神、當縣大明神、往來大明神、石高大明神などあり、其所在不詳。

(高島)

國郡沿革考云、備前國府は、上道郡上道郷に在り、和名抄に「國府在御野郡、行程上七日、下四日」とあるは誤とす、平家物語にも松殿下北房を備前國へ流し奉りて、國府の邊湯迫と云所に置まゐらすとあり、湯迫は上道郡

（國分寺址）

國府市場の隣村にして、國分寺亦北隣赤坂郡馬屋村に在り。（按するに市場馬屋は相去る一里餘、和氣絹には、國分寺址の土中より、瓦の破片出つる由云へり）

淨土寺、國府市場の北龍口山の麓に在り、本尊藥師如來、報恩大師四十八所の一也、寺内に弟子の墓とも、御廟とも稱する古墳あり。（國志和氣絹）

國長宮 國志云、國長宮とて、國府市場に在るは、卜定宮をあやまれるにや、古へ大嘗會の時、備前國之に預り、其神田を卜定したるに由る歟。○按するに國長は國廳の訛にして、國府の祠廟の遺のみ。郡鄕考云、國府の御野郡なることは、拾芥抄にも御野府とあれど、これは和名抄によりて書たるものなり、はやく上道郡にうつされたりとおもはる、そのゆゑは、平家物語に「備前國府邊いはさまといふ所に、罷奉る云云」このいはさまを盛衰記には湯迫とかけり、湯迫は上道郡上道鄕にありて、湯迫の南に國府市といふ所あり、この隣村祇園村に惣社といふ地名殘れり、舊き棟札傳はりて、その棟札に備前國百二十八社とあり、これ國中の式内式外の神を祭る社なれは、京都に神祇官のあるが如く、國府に惣社ありしものなり、また國府市に國廳宮と唱ふる小社あり、この國廳といふは卽ち國府にある所の官舍にて、京都に太政官あるが如く、國府に國廳あるへきことわり也、されば、このわたり國府なりしこと疑なし、康永元年のこの國の神名帳に、上道郡國府神と見ゆれば、上に引る平家物語等をあはせ考るに、壽永三年のころより、康永の頃までの府は、この國府市村なりしこと明らかなり、その後廢れたるものなるべし。

湯迫 今高島村の大字とす、治承の比、松殿關白基房、備前へ配流せられ、國府の湯迫に居たまふ事、平家盛衰記に見え、今も關白屋敷といふ所あり、湯迫の山際に湯穴あり、其中に石檀ありて、形狀手水鉢の如く、水常之に盈つ、四面道藏して、稍横幅を減す、又湯迫の万燈會とて、世に名高し、是は近里の民、毎年數千人、七月の晦夜に燃松をたきて、丘の上に登るを云ふ、其來歷詳ならず。（和氣絹國志）

龍口山 國府湯迫の東北なる丘にして、上道郡の平野を下瞰す、赤坂郡竿佐馬屋の南にあたる、舊寨址あり、宇喜多直家謀を以て、龍口山城主穝所修理亮元常を鑿殺したりと、備前軍記に見ゆ。（國志）

八幡 今宇野村と改む、大字原尾島あり、又八幡大神の廟宮あり、當國の名祠なり、西大寺應永二年、國内神名帳の首に、

八幡大菩薩難島宮　坐上道郡
一品吉備津彦命宮　坐津高郡
正二位安仁大明神　坐邑久郡

とあるにて、當時神崇の厚かりしを知る。○妙善寺合戰記云、中の宇喜多勢、花房を大將にて、妙善寺の城より北西へ引出し、原尾島の前にて、備中勢岡山の通りを越て來りたる勢へ、無二無三に討て掛、合戰を始めけるに、備中勢前の妙善寺の城は落、南より廻る味方の勢ははや國富備吉の間にて、負軍を仕出し切崩されたるを見て、色を失ひ行田河原へ逃かゝり、川を渡て引も有、こなたにて過半討死しける、湯迫村の前國府市場村にひかへたる惣大將三村修理元親、是を見て、田の中溝の中共いはず、味方に力を合て戰や者共と下知して、高屋村の西にて合戰を始めける、此退口に普代の家人引返し〱、主をたすけたりける間、今の八幡村の邊にて、備中勢討死の數かぞふるにいとまなし、此度備前へ押入、敵二萬の人數大方三方にて討死して、生殘て備中へ歸る者十分にして其二つはかり也、備前の妙善寺崩と云て、宇喜多一代の所々の合戰は、數に限りなく度々なれども、敵多く亡しける事は、此合戰を第一とす、直家一代の勝事也。

（原尾島）

門田 今國富神濱と合同して、三棹村と稱す、岡山市街の東郊にして、富山村の西とす。三棹山あり平野の間に隆起す、藩政の時東照宮并に台德廟を三棹山に起し、松容寺台宗寺を置き、六百石の田祿を給したり、又念佛寺一行院ありて二百石を給せられき、近年寺院廢毀するもの多し。

三棹山 又操山に作る、一堆の丘陵にして、園林を成し公衆の遊觀に供す、後樂園の稱あり、東照宮、玉井宮、三勳祠、招魂社等の諸字ありて、岡山市街の東郊とす。妙善寺合戰記云、直家已に旗本勢にて息をもつかず攻掛り、妙善寺を責落し、本城をば先手の者共に渡して、所々に殘る敵や有とおさへさせ、其身は宗徒の家臣を前後に備へさせ、三拝山に打上り、妙善寺の城より落行勢をば、先手を以て追落させ、國富村上の山へ打上る、是をば夢にも不知備中勢三村は、三方より押寄、既に三方一度にあくた川を打渡り、四の御廟の上、矢津の坂邊へ打過、いさみける處に、妙善寺の城はや責落されて、城に一篇の旗幟たちけるを見て、思案に相違し、こはいかゝせんとたゝずみたり、春日の宮の前を渡りたる庄の元祐勢、是も妙善寺の落城をば夢にも知らず、後詰せんと漸玉井宮の前を、國富村へ押掛る處に、妙善寺のより追落されたる備中勢、右往左往に逃掛るを見て、こはいかにと云ふ程こそあれ、國富村より德吉の間にて、備中勢討るゝ者數を知らず、大將庄元祐終に討死せられける。

（富留）

平井 今平井村と云ふ、三棹山の南、西大川の岸に在り、亦平井山と呼ふ丘陵あり、太平記に西川尻と云へるは平井村などにあたるごとし、平井の東南の斥鹵は、卽上道新田とす。

那紀鄕 和名抄、上道郡那紀鄕。○今詳ならず、同名の鄕は山城國久世郡に在り、高山寺本、奈岐と注す、一日市御休村の地歟。

豆田郷（マメタ）和名抄、上道郡豆田郷、（高山寺本、豆田郷に作り、其女多と注す。村岡氏云、古文書に備前國豆田庄とあり、今岡山大寺の邊なるべし、今豆田と云大字も久保豆田村に存す、然らば荷山村豆田村[illegible]）

蚊島田（カシマタ）邑　今詳ならず、雄略紀云、遣紀小弓宿禰等伐新羅、以吉備上道采女大海賜之、小弓入新羅、薨、大海隨之歸、大海請大伴室屋大連曰、妾不知葬所、願占良地、大連即奏之、天皇勅大連、作冢墓、於田身輪邑、而葬之、大海欣悅、以韓奴室兄麻呂弟麻呂御倉小倉針六口、送大連、吉備上道蚊島田邑家人部（ヤカト）是也。（按するに上田（ウヘタ）は津高郡上田村に大海の事を傳ふ、田身輪は攝州の谷輪を參看すへし。

御野郡

御野郡（ミノ）　西大川、旭川の間、南は兒島灣に至り、北は津高郡に接す、面積四方里、人口七万五千、岡山市之に屬す、村落十、郡衙は石井村に例置す。御野郡は和名抄美乃と注し、應神紀に「以三野縣、封御友別弟彦、是三野臣之始祖也」と見え、國造本紀に「三野國造、應神朝御世、元封弟彦命、次定賜國造」とあり、國內神名帳三野郡に作る。

（三野國）

枚石郷（ヒラシ）　和名抄、御野郡枚石郷、訓比良之。○今牧石（マキイシ）村是なり、本郡の北境にして、津高郡牧山村に隣り、西大川の西岸とす。備陽記云、枚石を今牧石と誤る、然れとも平瀬（ヒラセ）といふ所の名は尚在るは、昔のなごりなるへし。

（牧石）

玉柏（タマカシハ）　今牧石村の大字なり、岡山より津山に通する鐵道の北邊を過ぐ、古歌に三野山（ミノヤマ）の玉柏を詠せり。

金山（カナヤマ）　牧石村牧山（マキヤマ）の南村に跨る、形勢嶮秀にして、岡山市の北方を鎭するを以て、著顯なり。國志云、金山は郡中の高嶺なり、澗瀧石、八疊岩、鬼切岩などあり、國內神名帳、從四位上金山明神。

金山寺（キンザンジ）　金山の東南、牧石村に在り、（岡山の北二里）舊金山觀音（クワンノン）寺と稱し、天台宗近世は朱印地百六十八石を給せられ、當國報恩大師四十八所の本寺と號す。

庚寅冬、登備前金山、訪功上人幽居、援毫賦山中四威儀、書壁上云、　寂室

山中行、傴僂遠近失歸程、溪邊跌脚指頭破、流水聲和忍痛聲。山中住、草衣藜食閑朝暮、千峰盡日入吟眸、不記靑黃能幾度。山中坐、石榻跏趺惟一箇、全非樂寂兼嫌喧、獨有閑雲相許可。山中臥、高枕不寤無怠惰、天風吹折老松枝、驚起鶯雛啼破。（寂室錄）

和氣絹云、金山寺は守護不入の制外地なり、開祖報恩大師と稱するもの、元亨釋書にも大師として見えず、實は一沙彌のみ、津高郡馬矢（ウマヤ）波河（ハカ）村の人にて、此山に卜居し、大悲千手呪を誦す、孝謙帝病を病み給へる時、加持祈禱の靈驗ありしより、國內四十八寺建立の勅許ありといたふ、其本尊は京師清水寺の靈佛と同木異体にして、清水寺の延鎭は報恩の弟子なりとぞ、報恩は備前備中に所々遺立の外、大和に至り高市郡兒島寺を建て、之を延鎭に附す、又金山寺を智久沙淨に授く、延曆十四年、和州に遷化す、往時の宗派は法相に屬す、中比より天台となる、長寬年中、平清盛千体佛供養を爲し、三井の法眼王行顯を導師に仰けりとも曰ふ。（國志云、金山寺は天平勝寶元年、報恩大師建立、四十八所の本寺なり、延久元年火災、堂舍は當時今見峰（今の寺の西北一本松山）に在りしを、嘉治年中、今の地に移遷す、弘治年中、本州の香族松田氏、日蓮宗を信仰しければ、金山寺をも改宗せしめんとせしに、寺僧徒はざりければ、兵火の厄に遭ふ、天正年中、宇喜多氏州內の諸寺社に五千九百石を安堵せしめ、金山寺をして之を分配せしむ、文祿三年、豐臣氏又先規のごとく、金山寺遍照院宥賢僧正に、國中の寺社領支配の上意あり、慶長六年、小早川家入部の時、多く寺社領を沒倒せられ、金山寺へ三千石を給せらる、同九年、池田家入部の始め、當山幷に國中寺社領は先規の通寄附候上は、重代の社人歸依の僧侶と雖、遍照院をさしおき自餘のものを以て支配すべからさる旨、證書を出さる、かく金山寺遍照院國中の寺社を支配しけるが、光政公の時其制を改め、金山寺は天台の本寺をのみ支配する事と爲る、古來の寶物數多あり、

仁安三年金山寺解狀云、金山寺者、是報恩大師建立、觀音靈驗地也、毎年毎月、日々時々、佛神事行法等巨多、而奉祈聖朝國吏留守在廳、於松樹平[illegible]、國內樹木僧尼佛院莊園神田寺田之料、全非住僧衣食依怙之料云々　又建久四年解狀云、夫當山者、國中第一清淨深山也、云道場者報恩大師建立也、云本尊者大悲千手也、是清水寺觀音同木異体之尊也、則大師方便巧手自作之像也、師資相傳、尾寄共年傳云々。○元亨釋書云、釋報恩、十五歲落飾、三十入吉野山、持誦世音呪、四五歲間、早得靈驗、天平勝寶年、上不豫、詔恩加持、乃愈、時恩請治國、勅得度、賜名報恩、恩於和州高市郡子島村、建伽藍、安一丈八尺觀自在菩薩像、及四大天王像、號日子島寺、堂永桓武帝遇、賜僧官錄、恩又受封戶、延曆十四年六月寂、和氣絹又云、榮上僧正は、吉備津宮社人の子にして、金山寺遍照院の住侶なりしが、仁安三年入宋、禪法を傳授して歸朝、建仁寺を開き、臨濟宗を興す、明名して明菴榮西と曰ふ、榮上の弟子觀照も亦安中入宋す、今に金山寺に榮上僧正の[illegible]あり、其本像は宇喜多直家法体の像と

井存し、又多く宋國將來の寳物を藏す、近世、池田綱政卿東帶衣冠の像をも安置す。

加佐米山（カサメヤマ）　金山の別峰にして、牧石村大字畑鮎に屬す、寺あり笠井山妙法寺と呼ぶ、藥師を安置す、山の絶頂に經塚を築く、方二間計り石を積みたり、山中に笠朝臣の古墳と傳ふるものあり。(國志)

天がしたかさめの山の草木まで春のめぐみに露ぞあまねき、(夫木集)

氏族志云、笠氏出自稚武彥孫、鴨別命、鴨別事應神帝、帝遊幸吉備、登加佐米山、有飄風、墜御笠、帝異之、鴨別曰、是山神欲獻土物耳、因獵大獲、帝悅賜名賀佐(姓氏錄)封以吉備波區藝縣、是爲笠臣祖(日本書紀)鴨別八世孫、笠三枚臣、爲笠國造(國造本紀)大武帝十二年、笠臣賜朝臣(日本書紀)元明帝時、笠朝臣麻呂爲美濃守、以開吉蘇山道、賜封七十戶田六町、稱德帝時、備前人外少初位下三財部毗登方麻呂等、改賜姓笠臣(續日本紀)○國志云、金山寺文治元年の國宣に、金山寺幷笠寺等とあり、笠寺は此笠井山寺の事にして、加佐米山と云ふも此山とす、姓氏錄に「應神天皇、巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠」云々と見ゆ。(按するに、加佐米山は此地を故蹟とすべし、然れども其鴨別の賜與せられし波區藝縣又笠國と云ふは此にあらざるべし、何となれば此地三野臣の賜與せられし所なれば也、津高郡及び備中の笠岡、備後の波區藝の條を參考すべし。

留守所下　田所

可早付寺家金山寺幷笠寺佛聖油寄事

右件兩寺不可補京下別當職以彼料田所早々遂本堂修造佛事等之故也被下國宣之間□□下知之狀如件以下

文治元年八月廿一日　目代對馬守□□

御野鄉（ミノ）　和名抄、御野郡御野鄉、訓美乃。○今御野村の大字三野宿井に牧石村の大字原（ハラ）、中原の三

所を營城とす、太平記に備前の人美濃權介佐重あり、在廳の官吏なるべし。

(原)　原の舟山（フナヤマ）城は須々木氏の故跡とぞ、太平記に須々木備中守高行あり、金山寺判物に久安五年須々木若狹守、文明四年須々木恭景、長享三年須々木行景などの名あれば、元龜年中まで在城せりと云ふも、或は然らん。

(三野)　郡鄉考云、御野は今三野、原村宿村の三村をば、三野村とは云、原村宿村の山を三野山と云、催馬樂に「みのやまにしゝに生たる玉かしはとよのあかりにあふがたのしさ」これは、三代實錄に、備前國和氣郡を分ち基とせられし時の歌なり、催馬樂引用注に三野山備前國とあり、仁智要錄に三野山の注に備前國御野郡風俗とあり、これは次某と異か、宗尊親王の自筆の催馬樂注にも、備前國とあり、古今六帖によるに、此歌よみ主大津黑主とあり、こゝに三野川と云もあり、そこに上道郡今在家と云より三野村に渡る渡場あり、今は絶たり、これを三野の渡といへり、山陽道行ふりに、當國につきぬ云云、それよりこなたに川あり、三野の渡りと云「古郷もこひしからめやあつま路のみのゝわたりとおもはましかば」から川とかや云處にとゝまりて云云。

廣世鄉（ヒロセ）　和名抄、御野郡廣世鄉、(一本作廣濟)訓比呂世。○今三野に合せらる、大字南方、北方是なり、一部は岡山市中に入り、弘西（ヒロセ）町等の街區と爲る、西大河の西岸に當へり、近古は弘西に作るものあり。

(弘西)　天計神社は、延喜式御野郡の官社也、國志に北方村神宮寺八幡は是ならんと云へり、天計は「天のみはかり」と訓むにや、又天の針にて「天のみはり」とよむにや、不詳。

津島鄉（ツシマ）　和名抄、御野郡津島鄉、訓都之萬。○今伊福鄉と合せ、伊島村と云ふ、津島てふ大字は廣世北方の西、笹瀨川の畔に在り、笹瀨は御野津高の郡界とす。

(福隆寺阡)　津島鄉、西坂の烏山（カラス）を笹が迫の城跡とす、太平記に壽永二年、瀨尾太郎兼康此に構して、木曾義仲を拒む、福隆寺繩手と云ふも津島に在り、(國志和氣絹)源平記云、兼康は西河の堂佐渡(今赤坂郡西高月村牟佐)を打渡り、福隆寺の阡（ナハテ）を堀切て、逆植亂茂木引なんどして、馬も人も通難く構たり、彼阡と云は遠さ二十餘丁、北に峩々たる山あり、南に渺々たる沼田遙に南海に連りたり、西には岩井と云所あり、(長門本云西には石井の別所とて寺あり)

(佐々迫)　是をば打過て、當國の一宮をも過ぎ、(按に當國一宮は佐々迫の西とす此一句誤れり)佐々迫（ササガハザマ）に懸る、此佐々迫と云所は、東西に高き山谷に一の細道あり、左右の山の上に櫓多く張立たり、後には津高鄉とて、谷口には沼ありければ、究竟の城なり、此に兵共差置て、身は唐河の宿板（イタ）藏（クラ）の城に引籠て、木曾を待けり、(長門本に瀨尾は備前國福隆寺繩手、篠のせまりを城墎に構て、口二丈深二丈に堀をまり、掻楯かき、高矢倉し、逆茂木引て、待懸たり)木曾聞かくと聞き、和氣渡を打渡し、可眞鄉へ打入て、福隆寺阡を見れば、堀を堀切て輙く過かたし、可眞鄉の住人總官賴隆を山しるべとして、北路に懸り、烏岳(一本作鳥岳)と云所を以て、佐々の井より鬨を咄と造懸て、佐々が迫を攻たりければ、敵散々に落行けり云々。

松田權守元隆は、初め大安寺村の富山（トミヤマ）に居城しければ、(文明の比)死して津島村の福隆寺に葬る、又金川に築く、元隆の子元成の時、富山は西國往來に近く、要害よろしからずとて、金川に移る、福隆寺は元隆の時妙善寺と改め、日蓮宗を奉する事と爲る。(備前軍記)和氣絹に、此妙善寺を妙善寺崩の古跡とす、史籍集覽本の妙善寺合戰記と大相違あり、不審。

伊福鄉（イフク）　和名抄、御野郡伊福鄉、訓伊布久。○今津島と合せ伊島村と云ふ、津島の南にして、岡山市の西北郊なり、石井村の西部も本鄉の域とぞ。○郡

(石井)

郷考云、伊福郷は吉備島と云ふ島の内なる郷名なり、今は新墾となりて、上伊福村下伊福村といふ、いにしへの伊福の郷は、別所西崎三門石井(イシヰ)寺岡守など云所、古昔の伊福郷なり、尾張氏の同流伊福氏の居し所なり、上道郡財(サイ)田(ダ)山古山文書に伊福兵庫助と云人あり。

尾針(ヲハリ)神社 神祇志料云、今伊福郷同所に在りて、栗岡宮と云ふ、蓋尾張連の祖を祭る、新撰姓氏錄并に舊事本紀を按ふるに、尾張連の族に五百木部連伊福部連若犬養宿禰等の姓あり、倭名鈔、本郡伊福郷、邑久郡に尾張郷あるに拠れば、伴の諸氏本國に歸りしを以て、伊吹尾張の地名あること著く、本社の伊吹郷にあるも、又其由縁あるへし、宜しく酒折神社の條と併せ考ふべし。

三門(ミカド) 今石井村の字にして、下伊福とも稱す、延喜式御野郡天神社國神社の南祠は、三門に舊址を遺す由國志に見えたり。(國內神名帳、從四位上大津明神、國井明神)

岡山(ヲカヤマ) 今岡山市、人口五万六千、東に西大川(ニシオホカハ)(旭川)を帶ひ北に舊城郭あり、南は水脈兒島海灣に通し、平野の間に位置す。天正年中、宇喜多氏之を開きて、府城と爲し、後池田家二百七十年の治所たり、廢藩後、縣廳を置き、今に中國の一都會とす。鐵道は神戸を去る八十九哩、廣島を去る百一哩とす、作州に通する支線は玉柏金川より津山に向ふ、海運は西大川より兒島水道に由り、諸方に達すへし。

岡山縣廳(ヲカヤマ) 弓之町に在り、備前、備中、美作三州を管治し、十九郡衙一市を帶ぶ。

岡山城址(ヲカヤマ) 岡山市の北偏に在り、宇喜多和泉守直家之を修築し、羽柴秀吉の西征するや、直家迎降し、其子秀家を之に托す、秀家仍りて秀吉の子養する所と爲り、豐臣姓を稱し、備前美作四十七万石を食し、官三位中納言に至る、慶長五年の亂、關東に抗ひ戰利あらず、薩摩に走り、後八丈島に流竄せらる、小早川秀秋、秀家の黨に背き東軍に應し、其功を以て備前備中五十一万石を賜り入部す、七年秀秋病死、嗣なきを以て除藩、翌年姫路城主池田輝政に備前三十一万石を加封せらる、輝政將吏を岡山に置き、備前を治む、十八年輝政卒す、輝政の二子左衛門督忠繼、岡山城三十一万石を賜ふ、忠繼卒し弟忠雄之を承け、其子光仲因州に移封せられ、輝政の嫡孫光政(利隆の子新太郎少將と稱せらる)岡山に入城す、寛永九年なり、爾後岡池田は山陽山陰を控制し、中國の雄藩たりき。

岡山城下書懷　　賴　山陽

崇禍肝爲雄名譽、肉食誰傳舊典刑、麥葉東風胡蝶夢、山河如此附螟蛉、

櫻雲記に、正平八年正月、備前國岡山に於て、官兵上神太郎左衛門尉高直戰死の事見ゆ、又岡山寺は報恩大師の開基と稱し、殊に尾針々名神の此に鎭坐したる事をおもへば、古より其名ありし地とす。舊記を按するに、岡山とは今の城山の巽の山嶺に巨石ありて、此上に小祠あり、坂折(サカヲリ)明神(延喜式尾張針名神)と稱し、又岡山殿と云へるに祀るごとし、又城内二の丸に古は金光山岡山寺と稱する古刹ありて、彼報恩大師の四十八所の一なりと曰ふ、岡山の名の久しきを思ふべし、此邊もと岡山石山(イシヤマ)天滿山の三山ありて、其北隣に出石の里あるの外、三面は海水曠野なりしと知るへし。(今按、坂折石、石山の神石、又は天滿山の天神立石などあるにより考ふれば、是出石郷の名の起由は此石山なるべしと思はるゝ也)然るに宇喜多直家の時、石山に居れる金光氏を滅し、更に經營して居城とす、即石山城なり、城下の民家は西市、二日市、七日市、四日市、大供家市(今川崎町)などに市立なせるより、年を逐ひて増加し、遂に都會となる。

和氣絹云、岡山は天文永祿の頃、金光備前守宗高の居城にして、石山城と曰へり、天正の初めより宇喜多和泉守直家之に移りて國主たり、直家は能家の孫興家の子也、少壯の時浦上宗景に仕ふ、直家ひそかに志すは、父祖の仇はともに天を戴かずといへり、島村貫阿彌を臣に給り候へと、則天神山の城内にて島村を殺し、高取山の城を共に拜領す、又金光を殺し岡山を取り、即時に城普請して(石山本城也)次に龍口の城主穝所修理介を方便を以て誅殺し、其舊勤に中島城へ押寄せ、塗のかきあけ城なれば即時に攻落す、當時松田左近將監は、備前半國を領しぬ(御野郡津高郡赤坂郡磐梨郡)直家やがて金川をも亡し、是より宗景の援兵をからずして備中へは入り、美作を略す、已にして直家天神山を攻て宗景を追落し、自立して備前一國麾下にふまへ、播州赤松晴政を追て其あとを領し、美作國三つ星の城主後藤美作守高光を毒害し、所々に砦をかまへ、遂に山名伊予をかすめ、信長公秀吉公に隨從して備中へ喰入、忍山に城を築き、天正九年病死す、其遺子八郎は秀吉公に養はる、秀家と稱す、秀家頃に岡山城下の築島を稱ひ、山陽道の古驛路を改め、吉井の渡より沼村宍甘の鼻より南へ折れ、城下に角行し、是より吉備津宮の前を過ぎ、備中へ通らしむ、天正文祿の間より此營利む。○慶長五年、宇喜多秀家、關原に敗ひ、其利なきを見るや、岡に此に戰死せんとす、明石守重諫めて曰く、假令ひ大敗、諸大名に叛くも、幼主を輔けて時を待つに、主公一人にして足らん、備前美作は殷富の地なり、宜しく據りて時機を俟つべし、若し志を得ざれば岡山の城を枕とし、天下の兵を迎へて死を決するのみと、秀家之に從ひ部左右數騎を以て遁る、守重先ちて岡山に歸る、然るに留り居るもの既に城を棄てて遁れ、士卒之に乘じて其資糧を奪ひ城舍を毀てり、守重遂に其の守るべからさるを知り身を潜む、秀家は薩摩に走り、島津氏に倚る。○岡山城を近代の俗人烏城(ウジヤウ)と云ふ、蓋姫路の鷺城に對比し城櫓の黑塗したるに因ると

(山石)

云へり。

吉備前鑑云、岡山の昔の大意を言へば、凡百五六十年前は、今の岡山は砂山にして、南西の麓に小村あり、時の人是を岡山殿と稱す、今の酒折宮是也、續て西の方に石山並て、是亦神在して石山大明神と云（寛文五年、岡山の北叡山寺に遷宮せり）亦西北の尾つゝきの嶺を、天滿山と名つく、是又天神御座故天滿山と名く、天滿山北の麓の鼻に石あり天滿岩と稱す、石關の西にあたる（今の信濃守樣御館の嶺なるへし、件の社近き頃に御館の内にありしを、貞享四年酒折宮に遷宮なし奉となり）右のごとく岡山石山天滿山三つの山並東西に並て、南は海の面近く、浪の音松の風冷え、西河後（ニシカハジリ）は東の方は今の瓦井の邊を流て、邊りに人家稀にして、山の北の麓にのみ、上出石下出石村里園にして、民の竈の煙稍立のぼり、人家在りとは見えし、今は千門萬戸軒を連ね栄ふ、其由來は宇喜多直家公沼の城を岡宮村に移し、また夜砂山に遷し玉ひて、岡山の城と成給ければなり。

後樂園（コウラクエン）

舊藩主池田氏の別墅、貞享年中創むる所、今三万二千坪、旭川の水を引き、樹石を安排して、景趣を作爲す、海内屈指の名園とす。

岡山　　廣瀨　旭莊

流連次第近京華、猶美無徑清龜如、淀流通渠三十里、夜燈城市百千花、自非[illegible]其償於海、誰得歸心安似家、

一嘗不知岡山遠、[illegible]歸山[illegible]瓜、

我東備之國州、二川洋々、兩南流入海、風光明媚、大島小嶼、星羅碁布、兩海饒多產焉、魚鼈多生焉、山樹對峙于東西、巍然高聳、歸路如虎、有美竹有良材、巨巖怪石亦不乏、二川之水、分流灌田、々沃而土膏、五穀登六畜蕃焉、春花之晨秋月之夕、夏除冬雪、可以娛可以歡、氣候當暖而人稠物足、名曰天造之一大勝景園、亦可矣、東備山川之秀、氣候之佳、風土之富、後之於一邉、人工奪天巧、殆使人疑在于眞山活水之間者、後樂之園是也、東備舊主池田曹源公所經始、公亦芳烈公之後、國富民豐、保守而遊于此園、傳及二百年之久、子孫不失其樂、往歲學制西遷、且譯於此三日、長怡天韻云。（後樂園志）

岡山學校は、後樂園の西、旭川を隔てて市内に在り、又芳烈公の始、曹源公落成、以て諸士子弟に文武の業を授けし所とす、その領域凡七千餘坪、此校開設以來二百餘年の星霜を經、依然舊貫に仍り、文武訓練の場たりしが、維新草創の後、師範學校となり中學校となり、校舍堂宇大半改築に係ると雖、目下講堂食堂ャ地等は、猶舊觀を存せりと云。

酒折神社（サカヲリ）

石關（イシゼキ）町に在り、舊城山に鎭坐して、岡山大明神とも云ひしを、天正元年、宇喜多直家沼城より岡山に移り築城、因りて本社を今の地に移遷す、當家の時社殿を造り、小早川（秀秋）社殿を造り、池田家の時社領三百石を寄す。國志云、社司の說に、日本武尊を祭る、貞享年中、如何なる靈驗かありけん、甲斐國酒折宮より勸請し奉り、岡山に鎭坐すと。

（陂石）

石關と云ふ事は、宇喜多家舊在城の時、大石をもつて石堤を築き、朝日川を二流にして、城の東西に流せるより起れり、是石を以堰たる故に石關と稱す、其比は流二つに成て、東は今の如く東の麓を巡り、西は山下を流て今の中上の町と中山下の間を流り、其流に大手の門の前、橋東西に掛れり。（吉備前鑑）

神[illegible]云、延喜式「御野郡、尾張針名眞若比賣（チハリハリナマワカヒメ）神社」は尾張針田（ヲハリハリタ）[illegible]と云ふ、（備前國神名帳）今之を酒折宮と云ひ、御前に遷し祭る、舊は四日市花園と云地にありき、（備前式社考上考錄）古尾張連遠祖、天火明命十四世孫、尾張針名根連、及び建稻種命の女尾張眞若刀俾命を合祀る（參備古事記、舊事本紀、延喜式）初建稻種命、吉備武彥と共に、日本武尊に從て、蝦夷を伐て大功あり、還波縣君祖大荒田の女玉姫を妻として、尾張眞若刀俾命を生り（日本書紀、舊事本紀）眞若刀俾命又志理都紀斗賣と云ふ、景行天皇の皇子五百木入彥命の妃として、品陀眞若王を生奉りき（古事記、舊事本紀）建稻種の妹宮簀媛は、五百木入日子命の皇兄日本武尊の妃にして、日本武の御母は、吉備臣祖若建吉備津日子の女なるを以て、其東征の時、吉備津日子の子武彥と、稻種命と御供奉りし由緣によりて、甚親しかりけむ、故に尾張連また若犬養連なども、此國に遷住るより、其祖を祭りしなるべし、然れども古書甚闕たるを以て、之を徵すに足るものなし。

伊勢（イセ）神社は小畑町に在り、延喜式「御野郡、伊勢神社一座」あるもの此也、祭る所詳ならず、國內神名帳、從四位下伊勢明神、青蓮明神。

國淸寺（コクセイ）

禪宗、池田光政の菩提寺也、寺領二百石、初め法源寺と號し、慶長の末年に創建、光政君の時再修す、淸泰院は國淸寺の塔頭にして、忠雄君の影堂忠雄君の墓所とす、養林寺は淨土宗、寬文年中創建、常住寺は天台宗、寶永五年中興、皆池田家の本願とす。○岡山寺は當昔町に二刹並存す、是は舊城山に在りしを、宇喜多直家の時移轉し、慶安五年寺僧爭論の事ありて、兩分したり、弘法大師四十八所の一にして、建治二年、白猿平在判の閼宜一通を所藏す。○本行院（ホンギヤウヰン）は日蓮宗、寺內に小早川金吾中納言秀秋の墓あり。

蓮昌寺（レンシヤウジ）

日蓮宗の巨刹也、佛住山と號す、寺說、正慶年中松田將監元實創造、西國日蓮宗最初の道場とも、又東永年中日像開基とも曰へり、○國志云、蓮昌寺々領六十石、天正中宇喜多家より五百石を給せられしが、寬文年中不受不施派禁制のため、當寺も罰せられて、田祿を削られたり。○後樂園志云、突兀聳于雲表者、日龍華教院、岡山第一之巨刹也、春夏之交揭大曼陀羅、以修法會、或旱魃不雨、又禱之以禱雨焉、大豐院爲者、其大樓數十丈、

縱副之、其僧法會也、老幼婦女、數萬之賽人、一齊閧抄法蓮華經、其集勸地驚天、岡山第一巨刹之稱、豈不虛矣。

出石郷

和名抄、御野郡出石郷、訓伊豆之。○今岡山市及び其西郊の地なるべし、出石の字は市中に遺れり、西郊にも石井村の大字に遺れり、或書に出石は出島の轉かとも、又岡山の石に因むかとも曰へり　○按に本郷、延喜式石門別神社、今詳ならず、石門と云ふは出石の石に相因むにあらずや、一書に大供村の戸隠宮を以て之に擬せり、當國神名帳、從二位天津石門別大明神。

(朝日川)

西大川

美作の高田川の末なり、岡山市の東を過ぎ、東南流兒島水道に入る、水源を去る凡三十五里一名朝日川、其流末左右の地は、近世の堆積墾開に係る、今三蟠村大字江並を岡山市の海運埠頭とす、江並の南岸は兒島郡甲浦也、

西大川は、天正の築城の時一支を其西に開通し、岡山城郭の濠池に代へたり、池田家に至り猶修築を加へ、現時の狀を呈す、岡山城市の大利害之に係れり。

(旭川)

有方錄、(寬政八年)旭川有百間堤、當歷周環、而水衝嚙尤暴、有澤了介、寥地奪方面、普役築造、凡運土石、北取者南輸、南取者北輸、往來躍躍、恭比嘩囂、運由自外者、有罪、自堤成迄百有餘年、無崩如鐵石、了介毎曰、前代山木、山崩川塞、水旱頻次。

(濱野)

甲斐川

西大川の舊名にや、一說岡山市の南郊濱野(今福濱村に屬す)に甲斐川の城址ありと、又西川尻と云へるも此とす。(國志云、太平記に甲斐川三石二所に城を構へ、海陸をささへんとすと見ゆ、甲斐川は今の福島濱野邊なるべし、其福島を川尻と曰へり、盛衰記に「平家は左馬頭行盛を大將軍として、飛驒守景家以下の侍を具して二千餘騎にて備前國兒島に著く、源氏參河守範賴も播磨國室の泊にありけるが、舟より上りて、備前國西河尻藤戸の渡に寄せて陣を取る」云々、又多田入道(攝津源氏御野郡の住人)は、元弘の亂に宮方にて軍忠を盡し、建武の亂に尊氏此多田入道を賴まれけれど、我老いて望みなしと云ひ自殺する事、太平記に見ゆ、其子太郎判官吉仲は武家に屬し、能勢氏を稱し、岡山の法華宗妙林寺本行院等は能勢氏の創立と曰へり、濱野の松壽寺は多田入道の邸址と傳へり。

(西河尻)

大安寺

今野殿野田と合せ大野村と云ふ、石井の西、笹瀬川の邊とす、大安寺と云ふは、昔和州大安寺の寺田なりしを以て、此稱あるごとし。○大安寺村の富山城は、松田左近將監元成、赤松政則より伊福郷を増賜せられし時之を築き、其家臣構井某を置く後宇喜多直家の弟忠家之に居れり。(國志)

(野殿)

長江原

今大安寺の地なるべし、和州大安寺流記資財帳に「御野郡五十町、長江原四至、東丹比眞人墾田、南海、西津高界江、北石木山之限、右天平十六年納賜者」とあり、其南は海、西は津高堺江とあるに因り、此地にあたるを知るべし、堺江は即佐々瀬川なり、當時南方は皆海灣たりしを知る、今大安寺より笹瀬川の末まで四十町餘の、距離あり。

大供

岡山市の西南部なり、今鹿田村と云ふ、大供以南は田野渺々、海汀に連接し、今村、古鹿田村、芳田村、福濱村等とす、蓋中古以降、漸次の汀線退却に因りて生せる新墾也。

中野

今今村と云ふ、安永年中、中野の神主黑住左京宗忠と云ふものあり、神道を說して一家言を成し、遂に一教派を開きたり。○宗忠は神官の子なりけれど、學術の素養あるなし、三十三歳の時、兩親を失ひ、憂傷甚しく、勞損に罹り、三年癒えず、宗忠の以謂く是皆天の所爲のみと、稍自得して靜座する所あり、一日晨起朝日を拜す、忽然太陽の其口に入るに感ず、宗忠謂ふ、今や天地生々の活物を復したりと、是より日神の靈を說し、稍人を敎化す、曰く人は日神の分靈なり、八百萬の神々も日神の分靈なり、日の光明を仰ぎて生々せよと、旣にして其門生に赤城某と云ふものあり、京都に赴き宗忠の敎を廣む、宗忠が死後(安政三年)宗忠大明神の號を禁中より賜りたるも、赤城が京に在りて貴紳の間に信用せられ、孝明天皇の宸聽に入りたるに由る、明治維新の初より神道の一派に立ち黑住敎と云ふ、然れども近年稍淫祠に混ずるの傾なきに非ず、識者之を惜むとぞ。

(黑住神社)

鹿田

或云、岡山の南方を俗に鹿田庄と呼ふ、万葉集に見ゆる鹿田の大島とは、卽岡山の舊名にして、當時此邊は洲渚紛錯したる斥鹵なりけんと、

筑紫路の可太の於保之麻しましくも見ねばこひしき妹をおきて來ぬ、

今按この歌は周防の麻里布浦の邊に泊舟したる時なれば、備前の地と云ふこと謬れり、但し鹿田郷の名は美作にもあれば、鹿田も別に其由來あらん。(村岡氏云、史官記、寬和二年の條に「備前國鹿田御庄」見え、大供岡邊十七村を今しか云ふ、按に元慶七年紀に「元興寺庄、備前國荒田四十九町輸租」とあるも此歟)

津高郡

津高郡

御野の西北なる一郡にして、本州の西北隅を成し、備中美作に堺す、今面積凡二十一方里二十二村に分ち、人口四萬、治所は金川驛に在り。

津高は和名抄豆太加と注し、後紀に「弘仁六年、津高郡荒廢田十九町、賜葛原親王」と見ゆ、本郡は御友別の弟鴨別の領知したまへる地にして、波區藝縣と云へるに當る歟、加茂てふ地あり、加佐米山は本郡と御野の交界に

在りて、笠國造の祖鴨別の事跡を傳ふ。○津高は一郡全く二方面より成る、一は南に在り、笹瀬川の流域なる津高驛家二郷の地とす、一は北に在り、西大川の右岸なる山谷(金川宇甘加茂上田豐岡等)是なり。名義不詳。

津高郷（横井） 和名抄、津高郡津高郷。○今横井村、平津村及び柏谷村なるへし、御野郡界に接し、笹瀬川の邊とす、延喜式に津高驛と云ふは、其西なる驛家郷にあたる。○盛衰記に佐々迫の後は津高郷なりと云ひ、佐々迫は本郷の東御野郡津島郷に在り、地形相合ふ。

柏谷 今菅野と合せ、野谷村と改む、横井の北、金山の西なる山村とす、笹瀬川は此間より發源す。

笹瀬川 柏谷の奥及び上馬屋の山中に發源し、横井村を過き津高御野の郡界を繞りつゝ、南流兒島海灣に入る、長五里餘、大安寺資財帳に界江と云ひ、平語盛衰記に佐々迫と云ふも本流の邊に在り、古戰場なり。

弓取の勢のこるあられかな、　才麿

五百年の霜は小篠のつるぎかな、

驛家郷（馬屋） 和名抄、津高郡驛家郷。○今一宮村及び馬屋上村馬屋下村是なり、東は津高郷及び笹瀬川に至り、西は備中賀陽郡界とす。延喜式に津高驛十四疋と錄し、備前備中西府の間驛とす、其驛址は即辛川宿なるへし、後世此邊を總稱して馬屋郷と呼へり。

辛川（唐河） 今一宮村に合せ、西辛川、辛川市場の大字あり、盛衰記に辛川宿と云ひ、太平記には「左馬頭直義、備中の福山城を攻落して、辛川迄十餘度たたかひ、此宿に一日逗留」と載す、即古の津高驛也、辛川とは本來溪流の名より出でし歟、馬屋上村三和山より發源し、南流長野を過き長野川と稱し、市場井に一宮を經て笹瀬川に入る、一宮にてこれをは細谷川と呼ぶとぞ、長三里。○辛川、太平記に唐河に作る。

宗形神社は延喜式津高郡の官社なり、今馬屋下村大字大澤に在りと云ふ。(國志)

一宮 今辛川を併せ、一宮村と云ふ、吉備津大明神在れは也、近世辛川驛廢し、驛路は岡山より此一宮を經て、備中の一宮に向ふ、此兩神境は壤土相接し、距離數町のみ。

吉備津神社 一宮村に在り、即本州の一宮とす、然れども延喜式に列せず、社說に大吉備津彥命を祭り、其陵山に就きて本祠を建つと曰へり、神官の家を大藤内と唱ふ。

本社に源賴朝平泰時の判物以下、建武三年松田權守下知狀等十餘通を藏め、祠宇は近世慶長九年池田家にて造營し、社領三百石を附せられ、元祿中又再修し、池田家の祖神武命(信輝君)星神命(□政君)を配祀しければ、更に五十石を増給せられぬ。太平記に備前國一宮の在廳美濃權介佐顯の名見え、其宅地址を尾上と傳ふ、又左馬頭直義辛川宿陣の時、當社へ願書を籠められし事あり(和氣錫國志)一宮村に吉備津彥の陵山を首とし、大小の古墳近傍に散在す、尾上、辛川、松尾、大澤等に累々數十の丘土を見ると云ふ。

（尾上）

一書云、備前吉備津宮の神官、大藤内家に傳ふる古文書の中に、釜占ひ事を云へるは、康永元年の奥書ある書に「御釜屋より御くら所へ御めしをはこび、神人衆ほかいに入候御めしを、二人としてもり申候、二人のあそ女(炊女とかく)はめしひつに入れ、りうじをかけてかへり申候」とあり、又「御神前にて御祈念之所行は、色々多く御坐候」とありて、釜のこと言へるは「神前宮めくりは、北の神宮寺の北の岸迄、南は御釜の南さし迄也」とあり、又「み子法者衆、湯立かまはりと申事は、旦那よりあつらへ祈念次第の物也、社家衆かまひはなし」とあるのみ、又文明三年の先例書には初めに「神前御祈念之事、大百度、本社より本宮へ并に備中備後之御祈所、又若宮靈の御釜神宮寺以上、此間へ百度社參、其人數十二人也云々、脇殿にて神樂は檀那次第に、託宣とも有云々、返々正宮にてはト託宣あるべからず、是恒例也、此宮祠子は死たるもの〻荒口訪ことは一切あるべからず、但祈禱は苦しからず、是非當社のトと云とは有べからず、御湯立と云とは檀那の好み次第たるべし」と見ゆ、されば康永の比には御釜トなど云ふことなし、釜はり湯立及びト占の業等に濫觴し、其後に至り一變して、釜鳴の神事とは爲れるに似たり。

白石（比美） 一宮の南を白石村と云ふ、笹瀬川に沿ひ備中庭瀬村と相接す、大安寺資財帳に比美菜原と云ふは蓋此也、曰く「津高郡五十町、比美菜原、四至東堺江、南海、西備中堺、北山井百姓墾田堤之限、右天平十六年納賜者」と見ゆ、之に據れば白石の南なる大福村(今都宇郡)は海水にして、庭瀬は海中の一洲なりしを知る。

宇垣（戸倉） 今宇垣村と云ひ、野々口を合併す、西大川の邊なる山村にして、金川の南とす。宇垣庄は季瓊日錄、寛正四年の條に見ゆ、徳倉と云ふも此傍、國志に戸倉は松田氏の臣宇垣某之に居ると曰ふ。(當國神名帳に徳藏に作る)

太平記、康安二年、宮方山名伊豆守時氏、作州院の庄より國々へ勢を分ち遣す、備前へは子息左衛門佐、二千余騎にて赤坂郡仁堀に陣を取る、此國の守護の勢、松田、河村、福林寺、浦上等無勢なれば、徳倉の城に楯こもると云々。

金川 今金川村と云ふ、西大川の西岸、宇甘川の落合に在り、作州鐵道は此を經由す、岡山を去る十二哩、福渡(作州)を去る六哩半、本郡々衙此に在り(池田家の時、家老日置若狹の食邑也)

國志云、金川は川筋二つ左右に流るゝ故に、カチカハと名附けしにや、一說に舊領主松田氏は、相州より來り彼

(金川城址)　(妙國寺)

國金川七曲[illegible]を居城としけれど、七曲[illegible]を[illegible]し、津名を[illegible]金川と改め、[illegible]山を[illegible]、家[illegible]を松田左近將監[illegible]、[illegible]八[illegible]り、其八代の孫元成赤松家へ隨身し、政則より御野郡伊福郷を加賜せられしが、[illegible]より[illegible]を向けられ、[illegible]を[illegible]き、備後國山名又次郎俊豐と勢を合せ、福岡城を攻め圍む、文明十二年[illegible]、[illegible]より松田は浦上と[illegible]合戰して、[illegible]に備前半國を切取り[illegible]、[illegible]元成[illegible]松田の中興とす、元成[illegible]に歸依し、備中日向をして[illegible]より呼下して[illegible]しめ、其子元[illegible](法名[illegible])其子元勝(法名[illegible])其子元光(法名淨[illegible])并に[illegible]にして佛法に溺れたり、城内に佛寺を建て、武備を怠る、宇喜多直家之に乘し、宇垣市郎兵衞が戸倉城を攻め、金川へ夜討して、同時に之を落す。[illegible]地[illegible]、備前、備中[illegible]、松田[illegible]を守[illegible]し、兒島高[illegible]に兒島郡を賜ふ、是利[illegible]氏の反する、[illegible]田井[illegible]等之に應ず、高徳之を討し克たず、盛朝亦賊に降る、後[illegible]赤松則[illegible]を守護とし、[illegible]に至り[illegible]し、山名時[illegible]代て守護に[illegible]す、應仁二年、赤松政則其臣浦上則宗をして山名の守護代(小鴨大和守)を逐ひ其地を併せ、則宗を守護代とし三石城に治し、松田元隆をして西方四郡を管轄せしめ金川(津高郡)に治す、文明の初、則宗京都所司代となり元隆守護代の事を行ふ、五年元隆卒し子元成[illegible]を[illegible]る[illegible]、近[illegible]を攻略す、十五年、赤松政則之を[illegible]て[illegible]たず、元成[illegible]に自立して四郡に據る、永正の末[illegible]の子村宗[illegible]し、赤松[illegible]村(政則の[illegible])を弑して州東四郡を奪ふ、其子宗景に至り天神山の城に移り、勢漸く衰ふ、其臣宇喜多直家沼城に據り、永祿中、松田元賢(元成の玄孫)を殺して其地を併せ、終に本州及び美作を擁有す。

備前國は、文明[illegible]亂以前は、山名相模守領行し、小鴨大和守爲代官在國し、[illegible]を[illegible]へ居たり、然るに松田左近將監一族若[illegible]を相催し、[illegible]城を責[illegible]間、本國守護赤松則、軍功の賞として伊福郷と云所を松田左近將監元成に出[illegible]所に、天下大亂の時節たるに依て、松田一族[illegible]備前國[illegible]の内數所押領す、是に依て國中の大給人ども大に野心を含み、便宜を伺ひ此事を訴訟す、元[illegible]高金川と云所に要害をぞ構へける、されば[illegible]山は、[illegible]に大川流れ、嶺高く[illegible]り、谷深く[illegible]、四方嶮[illegible]なること屏風を立たる如し、西は備中境、北は美作に續たる、[illegible]切たる岸の上に、屏を付櫓をあげ、中には萱屋を打ならべ、國方の働を相待けるが、斯て[illegible]勢を引請んと計略なきに似たりさて、備後國に下り、山名又次郎俊豐に由合、頭て領掌あり。(備前文明亂記)

妙覺寺

金川に在り、日蓮宗不受不施派重興の道場にして、明治九年の建立なり、不受不施派は[illegible]川幕府の時、[illegible]禁の一流派なりしも、師弟潜に授受して其主張を失はず、明治[illegible]新後、官の公許を得て再興す。

不受不施派宗制云、不受不施は日[illegible]宗の通規なり、日蓮滅後三百十三年、文祿三年に至るまで、一致勝劣に論なく、苟も日蓮を宗とする者、此宗規を遵守させるものなし、然るに此年秋九月、豐臣秀吉各宗より僧侶一百人宛を請し、京都東山[illegible]法院に於て、千僧供養の法會を修し、以て其祖先の追福に備ふ、因て本宗亦之に與る、時に日重の徒[illegible]公の[illegible]の[illegible]なるを憚り、一[illegible]之に應ず、特り日奥宗規を遵守し之に應ぜず、是れ受不受分派せし起原なり、[illegible]て徳川氏の初代に至り、評論日に[illegible]にして、受不受兩立すると牛角の如くなりしが、遂に寛文五年に至り、養珠夫人(徳川安[illegible]公の[illegible])及加賀爪甲斐守(當時の[illegible])の左[illegible]に由て、我日述等を[illegible]竄に[illegible]し、越て六年其教を施くことを停止し、永く國家の嚴禁となす、今や幸に文化旺盛の聖世に遇り、[illegible]日正の[illegible]により、明治九年再び派名を[illegible]し、其教を布演すべきを[illegible]許せらる、仍て金川に妙覺寺を與し、一派の祖山とす。

宇甘

今宇甘東村、宇甘西村の二[illegible]に當る、金川の西なる山谷を占む、宇甘をは宇加[illegible]と[illegible]へ、或は[illegible]に作る、東鑑文治四年の條に宇甘郷見[illegible]、[illegible]するに宇甘は[illegible]宇萬なるべし、備中上房郡にも有[illegible]て、宇萬と註せられ、後世は宇甘のまゝウカンと[illegible]ふ、[illegible]宇甘も[illegible]宇萬なるをウカンとよみ、[illegible]ウカイ、ウカヒとは[illegible]れる也。

(鵜飼)

古刀匠雲生の一流は此地に住せり、雲生の作に「備前國鵜飼住雲生延元二年」と銘するものあり、其子雲次并に二代雲生あり、二代雲生[illegible]子雲[illegible]の作に「備前國宇甘住雲[illegible]貞治四年」と銘するものあり、(和[illegible]古刀[illegible])

(紙工)

紙工は今宇甘西村の大字なり、委文と同しくよみてシトりと云ふ、[illegible]州に[illegible]なき[illegible]字なり、古は[illegible]なれば、其義通す。

宇甘川

備中上房郡に[illegible]す、竹生村、[illegible]中に[illegible]し、東[illegible]宇甘の[illegible]を[illegible]、金川[illegible]に至り、西大川に入る、長八里。

賀茂郷

和名抄、津高郡賀茂郷[illegible]今加茂村、及び[illegible]山村等なり、其東なる宇甘も本郷の分域ならん。

延喜式に津高郡[illegible]神社あり、今本村に存す、[illegible]記に「以波[illegible]、封[illegible]別[illegible]別、[illegible]」と見ゆる[illegible]は、此は本據とする[illegible]とも曰ふ、[illegible]加[illegible]山を參考すへし。(國邑志)

堀田[illegible]左衞門正利は、津高郡堀田加茂の出生にて、舍吾中納言秀秋の老臣、稻葉内[illegible]に仕へ五百石を[illegible]し、其後[illegible]秋[illegible]の御家人と爲る、其子加賀守正[illegible]、其子筑前守正俊と云ふ、然るに今の[illegible]には本國尾張と見ゆ。(美作古城記)

健部郷（タケベ） 和名抄、津高郡健部郷。○今建部村、上建部村存す、金川の北にして、西大川の右岸の山村也、金川宇垣等も本郷の分域なるにやと云ふ。
應仁武鑑に「佐々木兼智紀伊守高持、備前國津高郡健部、京都より四十八里」と載せたりと云ふ、亦此なるべし。

上田（ウヘダ） 今上田村と云ふ、建部村の西北なり、加茂山あり蓋古の賀茂郷の中ならん、加茂山に本宮山圓成寺と云ふ舊刹あり、報恩大師四十八所の一とす。
雄略紀に吉備の上田の采女大海、小弓將軍に從ひ征韓の役に勞ありし事見ゆ、上田とあれば卽此地歟。

豐岡（トヨチカ） 上田の西なる山村なり、新山（ニヒヤマ）、江與味（エヨミ）、長田（チサダ）等と一山谷を共にし、其溪流を忍木川と云ふ、此諸村は本州の西北隅に當り、備中(上房郡)美作(眞島郡)と山嶺を分ち、西大川の右岸に位置す。

兒島郡

兒島郡（コジマ） 御野上道の南、海灣を隔つる一島なり、近世島の西北藤戸（フヂト）の峡江閉塞し、備中窪屋郡と接壤の地と爲る、今面積凡十六方里、人口七萬五千、二十九村に分ち、治所は味野に在り（備中都宇郡の沿江二村も今本郡に屬す）

（洲子）
兒島は神代紀に吉備子洲（キビノコジマ）を載せ、古事記二神産國の條に「生備兒島、亦名建日方別」とあり。神武帝東征の時此に舟師を駐めたまひ、乃高島（タカシマ）宮に御し、大業の謀略を定めたまふ。欽明の時、屯倉を建てたまひ、中世に至るまで内海航道の要津と爲す、其後兒島海灣の西口、藤戸の峡江漸く淤泥の填塞する所と爲り、地勢一變す、近世に至り藤戸全く埋塞し、是に由り海灣十万石の新墾を得たり、而も航路の便は之を失へり。

大倭路の吉備の兒島を過てゆかばつくしの小島おもほえむかも、〔万葉〕　大伴卿

備前國兒島と申島に渡りけるに、あみと申ものを漁る所は、各々我所しめて、長き棹に袋をつけて立渡すなり、其棹の立初をば一の棹とぞ名附たる、云々(山家集)(按に新猿樂記に備前の名産をば海糠（アミ）と曰へり海糠は糠蝦（ヌカエビ）とも呼ふ)

日本後紀云、延暦十八年、備前國言、兒島郡百姓等、燒鹽爲業、因備調庸、而今依格、山野濱島、公私共之、勢家豪民、競事妨奪、强勢之家彌栄、貧弱之民日弊、伏望返給民、勅、乘勢專貪、事乖共利、宜加禁制、莫令更然。三代實錄云、元慶六年、兒島郡野、永爲藏人所獵野。
○國志云、兒島は近世開發の新田多く出來、又山間に田圃少からず、海上運送の便あり、魚鹽の利饒なり、其民豐饒と稱す。
兒島は、佐々木盛綱藤戸の軍功に因り、其恩賞地と爲る、其子孫繁衍して、備前佐々木と云ふ數家あり、加治源太左衛門長綱の家を總領とす、建武延元の頃、加治、飽浦、田井、倉田の人々多く見ゆ、又三宅氏あり。（兒島とも和田とも稱す）海東諸國記に「戊子年（我應仁二年）遣使來賀觀音現像、書稱備前州小島津代官、藤原盛家」とあり、此盛家は其系屬を知らず、永祿天正に至り、浮田氏三宅の庶流を以て諸郡を併呑す。

兒島海灣（コジマ） 兒島の北なる内海（ウチウミ）にして、淺水而東西四海里、南北五海里、其東北隅より東に可航水道を通す、此海灣は往時は西方にも可航水道ありて、水島灘に通せり、近世漸々閉塞して、遂に航路を失ふ。
水路志云、岡山水道（兒島水道）は、兒島灣に通ずる瀬戸にして、其長五海里、幅平均約半海里、深三尋、其内方の兒島灣は廣濶にして、陸土圍繞すといへども、全面淺水なり、峡口を米が崎（コメ）といふ、錨地は高島附近、宮浦の北にあり、峡口を去る四海里とす、東大川は峡口を去る一海里半、北濱にある一大河流にして、高堤の間より流出し、低潮に干出する大沙堆ありて、河口東濱の過半を塞ぎ、僅に西濱に偏して狹水道を存す、其水深高潮に七呎とす、西大川は海峡口より約四海里半にあり、狹淺なれども、其門洲上は水比較上深しと、漁船及和船は福島村まで泝航し、波止場附近水深約六呎の處に繫泊すと、此二大川の間は　淺水及び沙堆にして　近時大抵築堤耕田となり、其面積甚廣し。

骨島（カバネ） 靈異記云、放濟禪師爲造尊像上京、財既買得、金丹等物、卽還到難波之津、時邊人賣大龜四口、禪師勸人、買得而放之、卽借人舟、將童子二人、共乘度海、日晩夜深、舟人起欲、行到備前骨島之邊、時取童子等、擲入海中、然後告禪師曰、應速入海、師雖教化、賊猶不許、於茲發願、而入海中、其龜三頭至而載去、疑是放龜報恩乎。○此島今詳ならず、散木集にもかばねしまを見てよめる、
昔人如何なる屍さらされて此島にしも名を殘しけむ
とあり、簽島の舊名にやと疑はるれど、散木　作者は藤戸を渡れりと想はるゝ事あれば、如何とも決し難し。

播備之際懷古、　山陽
播山備嶺互盤陀、扞賊三郎事可論、不拒君卿兒島口、卻放船軍過海門、

高島（タカシマ） 今兒島水道、東西兩大川の口の間なる淺水中に在り、周回十一町、三蟠村（上道郡）と甲浦（カフノウラ）村の間とす。此島及び南岸宮浦は神武帝駐師の故蹟とす、當時藤戸の航道に通し、船艦兒島灣を經由して、東征したりと想はるれば、此地の形勢最便宜に合ふ。其高島宮と云ふは、宮浦に置かれしにや、又島上に置かれしにや、未

（高島宮址）（國分尼寺）

た徴證を得ず。（高島一に竹島に作る）

國志云、高島宮は宮浦の海中の一島に在り、社說に資盛の比、寶國六年、國司藤原高宿禰を創むと云へり、高山寺松林院といふ尼寺あり寺領二十石、備前の國分尼寺(コクブニジ)跡是也、觀音堂の前に千年松と唱ふる老株あり。〇古事記傳云、

神倭伊波禮毘古命、從筑紫上幸、而於阿岐國之多祁理宮、七年坐、亦從阿岐國上幸、而於吉備之高島宮、八年坐、故從其國上幸之時、經浪速之渡、而泊青雲之白肩津、

今備前國に高島と云島あり、神武天皇の宮址は此處なり、今に御貽のこともありと云へり、或人曰く高島はいと小き島にて、天皇の留り坐すべき地にあらず、北島をも去ること遠からず、宮浦と云ふ所あり、是れ行宮の跡ならむと。〇史學雜志云、神武天皇紀に「乙卯年春三月、入吉備國、起行宮以居之、是曰高島宮、積三年間、備舟楫蓄兵食、將欲以一擧而平天下也」今備前兒島郡海中に高島あり、然れども小嶼にして師旅を屯るべき地にあらず、北岸六町許に宮之浦あり、其宮址なりと云、蓋其說從ふべし、古事記又以て留八年と爲す、本書と異なり。

月はなほ松の木末にたかしほの浪のたま藻にかけを宿して、　池田　繼政

宮浦(ミヤノウラ)

今甲浦村の大字なり、兒島水道の南岸なる古村にして、神武天皇高島の行宮は此地に起されしならんと云ふ、宮浦の名も偶然にあらじ

國志云、備前記に「昔備前國に海(アマ)佐介と云けるこそ、兵のきこえありければ、西戎を鎭められんが爲めに、官兵を揃へられたりけるに、官軍は船に乘けれども、佐助馬に乘ながら、先陣に進んで、海上を渡る、程なく賊徒を責滅て、又馬に乘ながら海の面を步ませて、本國に歸りけるが、備前の内海にて、海兎と云ふ魚に馬を誤られたりけれども、馬少しもひるまずして、佐介を陸地に着て後馬死けり、其所に堂を建て供養しける、馬塚とて今にあり」、按ふに兒島郡宮の浦に、尼塚と云あり、又是を馬塚とも云ふ。

飽浦(アクラ)

今甲浦村の大字にして、宮浦の西とす、飽浦氏は備前佐々木の一族、胤泰此に住し始めて飽浦を氏號とす、南北朝の頃に備前守信胤あり、胤泰の後とす。〇飽浦の一古墳より近年銅鉾を發見したり、其數二、長一尺五分、謂ゆる筑紫鉾なりと、考古學會雜誌に見ゆ。

太平記云、暦應三年、伊豫國へ、吉野皇居より脇屋刑部卿義助朝臣を下さるべきに公議定りけり、されども下向の道、海上も陸地も皆敵陣なり、如何して下すべきと僉議一ならざりける處に、備前國の住人佐々木飽浦三郎左衛門尉信胤、小豆島に押し渡り義兵を擧げ、京都へ運送の船路を差塞きて候ふなりと告げたりける、抑此信胤と申すは去ぬる建武の亂の始に、細川卿律師定禪に與力して、備前備中の兩國を平げ、將軍のために忠功ありしものなるが、故ありて宮方となる。〇盛衰記、成親卿流罪の條云、高砂や尾上の松の過ぬれば、室の泊に着給ふ、藻塩瀨戸逆崎、やよりの濱を漕渡り、備前國阿江浦より、内海を過て兒島と云所に著給ふ、此に阿江浦とあるは、一に阿へに作る、阿久浦の誤ならん）

兒島郡に飽浦と言ひ、加地といふ地侍あり、是はともに佐々木の餘流にて、元弘建武の頃、飽浦三郎左衛門尉信胤、加地源太左衛門、加地筑前守（貞治の勅撰の哥人）加地備前守時秀など聞し末流なりしが、天文廿二年の頃、飽浦加地兩家兒島にて爭論の事出來て、合戰に及ぶ、終に加地戰ひ負けて、舟に取乘り京都に走り、飽浦獨其跡を治めてありしが、後浦上宗景に屬し、又宇喜多に仕へて、飽浦美作と言て、四千石餘の地を領してありしが、其後いかゝになりしや知らず。（備前軍記）

北浦(キタウラ)

今甲浦村大字なり、飽浦の西に並び、兒島水道と兒島海峽の交界點にあたり、汀線此に於て屈折す（北浦とは郡・北浦の義なり）

甲浦(カフノウラ)（郡）

今村名に建つ、郡(コホ)の浦の義にして、大字郡(コホリ)を首里とす、郡は北浦の南にして、兒島海峽の東岸とす、此地は兒島郡の舊郡家にして、和名抄三家郷にあたる、（國志云、郡(コホリ)村の東福寺三藏院は、僧寶海の開基とつたふ、何の比にや此寺に古瓦十枚計を堀出す、銘に文應元年沙門長宗と刻す）三藏院と云ふ寺號の遺るは、三家を三藏に轉したるならん。

風にこち吹くとて、兒島と云所に留まりて下るに、こちはよかりし物をなど思ひて、それさへ事違ひたる心地しよめる、（散木）

おもへどもこちたき旅の淺哉初めこしきは歎きやはせし、

過甲浦早赴　釋　蓮禪

關西已復數經過、万里蒼波一葉旋、客路遠陰唯月浦、人情強半是風波、逐年羇歎交遊少、歸洛寄知暇異多、旅泊重々秋半暮、自嘶餘日又如何、（本朝無題詩）

蓮禪甲浦の詠と、藤戸の詠あるに據り、當時の航路は兒島海峽の西口より入りしを知る、其後西口漸く閉塞し、遂に不可航の淺海と爲る、蓮禪は鳥羽帝朝比の人とす。

金甲山(キンカフ)

郡(コホリ)山とも云ふ、郡の東なる峻峯にして兒島の東北なる半島地の高頂とす、直立四百餘米突、金甲とは八濱觀音堂觀通寺の山號なり。

三家郷(ミヤケ)

和名抄、兒島郡三家郷、訓美也介。〇今甲浦村、玉井村、大門(オホト)村、鉾立(ホコタテ)村、胸上(ムナアゲ)村、山田村等是なり、兒島の東北半島狀の地を總稱す。

欽明紀に「十七年、遣蘇我大臣稻目宿禰等、於備前兒島郡、置屯倉、以葛木山田直瑞子、爲田令」とあるは、此地に御料倉を置かれし事と云ふ、蓋神武天皇此を駐師の

屯所を爲したまへる昔より、海陸交集の要衝に當りければ、欽明帝の時に御官倉を建て、公私往來の亭館と爲らる、敏達紀に「十二年、天皇遣吉備海部羽島、召日羅於百濟、百濟國王怖畏天朝、不敢違勅、奉遣以日羅并恩率德爾、及參官柁師水手等若干人、日羅等行到吉備兒島屯倉、朝廷遣大伴糠手連、而慰勞焉、復遣大夫等、於難波館、訪日羅」とあり、是れ以て當時此屯倉の瀬戸内海の一大亭館なりしを徴するに足る、後世藤戸閉塞して、形勢一變す。○或書に、備前佐々木の一族に、三宅（ミヤケ）氏あるは、本郷を其據とするかと云へり、又一書に姓氏錄、蕃別新羅姓の三宅連を此鄕名に引き附け、宇喜多家譜の百濟王子の裔(邑久郡戸石城址を參考)と云ふものをも混同するに至れり、近江國輿地志略の如き、野洲郡三宅鄕小島村に其說を述べたり、曰く「小島はかの兒島備後三郎高德が誕生せる所と傳へり、參考太平記には備後守範長の子にて、三宅備後三郎と云、亦今木と稱す、新羅王子天日槍が後なり、佐々木秀義の時分三宅氏嗣なく斷絕せんとす、故に佐々木三郎盛綱が孫を養子となって、其家を相續す、範長の四世範長なり、範長が子高德元弘建武に忠義あり、官軍敗走の後入道して志滿と云ふ、近江伊勢の間に流浪し、晩年三州賀茂郡へ移住せり、然ればこの邊三宅鄕小島村あり、高德等が謂にあらずとも云べからず、尚後考をまつのみ」云々。○按に波智濱の兩兒山金剛寺に、文安五年三宅時實の判物一通を所藏すと曰へり。

(八濱) **波知**（ハチ）　又八濱（ハチハマ）と云ふ、甲浦の南、兒島灣に臨める大村なり、今玉井村と改稱す、天正八年浮田與太郎基家(直家の弟)八濱に居りしに、毛利家の將井田元清に攻撃せられて戰死すること、備前軍記に見ゆ(八濱に玉井國神と云ふ祠あり)
國志云、波智莊は又豐岡莊と云ふ、東鑑に「承久三年、冷泉宮(頼仁親王)令遷于浮前國豐岡（トヨオカ）庄、兒島佐々木太郎信實法師、受武州(平泰時)命、令子息奉守護」とあるも此也、今八濱の宗藏寺に文安享德の比の、細川右京亮久信入道常伯の判物あり、金剛寺に文安五年三宅時實の判物あり。

(米崎) **小串**（チクシ）　今大門（オホト）村と改稱す、宮浦の東にして、兒島水道の東口にあたる、邑久郡幸島片岡に對し、其岬角を米崎（コメガサキ）と云ふ。○水路志云、米が崎より入る約一海里四之一にして、兩岸に燈臺あり、其南濱燈臺は、小串村に近き海岸の東端にあり、該燈臺より濱岸西方に向ひ、兒島灣に至るまで、一帶の高山概全南濱上に走り、多岩の數岬を有す、海灣の北濱は低地にして、鹽田最多きを以て、沿岸の高堤を設けたり。

番田（バンダ）　今番田村と改稱す、小串の南にして、其東海岸に鑿島、龍若、高子等あり、又一山頂に巨石屹立し、高三丈餘、海上より遠く望むべし、呼びて番田の立石と曰ふ。

胸上（ムナアゲ）　番田の南なる大村にして、山田（ヤマダ）と共に一小灣を抱き、八濱の東一里餘(山田は、欽明紀に見ゆる、兒島屯倉の田令、葛木山田（ヤマダ）直瑞子の氏號と相因むとし、一書に山田村に天正年中まで三宅某と云ふ郷士あり、其宅跡のこれりと。

(山田) **田井**（タヰ）　今田井村と云ふ、胸上の西南二里、八濱の南一里、東面して海に對す、直島の群島東南海中に散布す。(此群島は今香川縣香川郡の所管とす)
田井氏は備前佐々木の一族にして、備中守持氏の子、新左衛門尉信高の事太平記に見ゆ、建武の始め信高飽浦信胤と倶に備中福山城に據り、足利尊氏に應し、細川律師定禪に附隨し、京師に進軍したり。○按に田井は田部の訛にして、兒島屯倉の田部の居りし地にやあらん。

(大槌島) **日比**（ヒビ）　今日比村と云ふ、田井の南二里、備讃海峽の要衝にあたる小灣南なり、灣の正南三十餘町に、大槌（オホツチ）島あり、即海峽の中流砥柱とす。○或書に日比の海は古歌に響灘とよめりとて、援引する所あれど、採るべからず、山家集には日比（ヒビ）の戸（ト）とよむ。
讃岐國へまかりて、みの津と申す津に着て、月あかるくて、ひびのとも遠く見え渡りけるに、鳥の飛びけるを、(按にみの津と云ふ讃州乃生の邊ならん)
しきわたす月の氷をうたかひてひびのとまはるあぢの群鳥、

(日比戸) 大槌は方六町計、其南を常航路とし、著名槌瀬戸（ツチノセト）と曰へり。備前軍記、兒島の南の海上には島々多く、ものかげあれば、往古より海賊をなすに便りよくて、往還の舟世々其の難に逢ふもの多し、今亂世に乘して、いよいよ海賊橫行する事隙なし、其海賊の集りける中にも、兒島郡日比と邑久郡犬島となり(南海治亂記に「備前兒島は四宮讃岐守これを守る、又兒島日比の戸に四宮讃岐守用意す」云々の文あれば、日比の海賊は讃岐守が手下の者ならん)故に其頃日比廟、犬島廟と唱へて、海路通行の難儀の所とせしが、大船に大黑丸虎丸といふ船ありて、是にて渡海すれば、海賊の妨る事なし、其外も此船に屬せしよしを云ひて、金銀米錢を出して通行せりといふ、いつの年にや、戸板の某といふ周防の國司なりし人、犬島に船かゝりせしを、海賊是を殺して財寶を奪ひ取ければ、此戸板某の子、親の敵を討むとて、兵船を催し犬島に押寄せ、海賊のかくれ住たる岩穴の邊を取圍み、薪を穴の口に積み、悉く燒死しけるといふ、此事は世に聞えて謡曲に作りて、戸板といふ名則此事也、

和田（ワダ）　今日比村の大字なり、日比港の北半里、太平記に「佐々木の一黨和田備後守範長の從弟に和田四郎範家」また「和田五郎範氏」など見え、此地を苗字に取れりと說く者あり、其實を知らず。

漣川浦（レンカハ）　日比村の西なり、山家集に「漣川の[illegible]田と申所に、網をものども、あまた物を拾ひけるを問ければ、つみと申ものを拾ふなりと、申けるをきゝて、

おり立ちて浦田にひろふあまのこはつみよりつみを習ふなりけり。

賀茂郷（カモ）　和名抄、兒島郡賀美郷。○高山寺本賀茂に作る、今上加茂村、下加茂村、[illegible]天村、[illegible]村及び日比、[illegible]、田井の諸村なるべし、後世專ら加茂庄と曰へり、兒島郡の中部とす、加茂川は神峰に發し、北流兒島灣へ入る。

（神峰）**神峰**（カミ）社は[illegible]式の官社なり、今上加茂村大字長尾（ナガヲ）の神峰（カミネ）に在り、義[illegible]と[illegible]は古言相通じて同義とす、後世加茂の庄名は更に[illegible]社より稱したるなり、神峰は日比浦の西北とす。

（常山）**用吉**（モチヨシ）　今下加茂村と云ふ、兒島灣の南岸とす、用吉の西南嶺を常山と云ふ、江上に特立するを以て眺望によろし。天正中宇喜多家の臣、戸川肥後守秀安常山に築城して、毛利氏の兵を拒ぐ、秀安後仕途を辭し常山に閑居し、慶長三年歿す、其子達安兒島二万五千石を食し、宇喜多家の重臣たり、武事を以て顯る、慶長五年の亂、たまく事を以て關東坂崎成正と與に拘せられて東國に在り、乃東軍に隨ひ戰功あり、備中國庭瀬邑に封せられ、諸侯に列す。

兒島郷（コジマ）　和名抄、兒島郡兒島郷、訓古之萬。○今福岡村、木見村、稗崎村、藤戸村、粒江村等なるべし、賀美郷の西にして、御成敗式目追加に「熊野御領、小島庄」と云ふも此とす。

林（ハヤシ）　今福岡村と改稱す、古林莊と呼び、熊野領の山村なり、國志に林村に兒島備後三郎宅址ありと云ふも、確實ならず、和氣絹には高[illegible]入道[illegible]の在所詳ならず、林莊木見（キミ）村の霊寺に高徳の僧と稱するものあれど、朽損して徹に見えずなど、述べたり、高徳の事は、兒島志にも記[illegible]詠を免れず。

熊野神社（クマノ）　林に在り、此地は中世紀州熊野大神の神封なりしを以て、本社あり、一時僧侶多く之に奉仕し、其行者はタゴー山伏と稱し、兒島郡の豪族たりき、後白河島羽の御字に熊野權現を崇敬ありし此より起る者とす。康正三年の鐘銘に「兒島林庄新熊野山」と曰へり。

（福岡）國志云、福岡莊林村に新熊野十二所大權現あり、社領三十石、山伏も同村に住し、九十三石を相傳す、尊瀧（タカツ）山伏と稱し、五流あり、其說に曰く、役行者の高弟義學の徒、熊野本宮の神輿を奉し、兒島郡福岡灘に到り、福岡に鎭坐し奉る、大寶元年の事とす、福岡は今の福村にして、福岡は郎林村也、又木見村に神殿を建て、之を新宮諸興寺と云ひ、那智に擬して瑜迦寺を建て、總て三山とは名つけたり、鳥羽院元永元年、行者に長床衆徒僧官の永宣旨を賜ひ、櫻井宮覺仁法親王、三井寺に於て熊野三山并に新熊野宮檢校に補せられたまふ時、兒島の長床衆徒之に隨附す、承久二年に檢校櫻井宮當山に下向し、尊瀧（ソンロウ）院に住み玉ふ、翌年兵亂、官軍利なく、冷泉宮（賴仁親王なり櫻井宮の同胞）兒島に流され玉ひ、後貞治元年尊瀧院にして薨去、櫻井宮は隱岐院崩御の後、常山に於て御石塔御同堂を營み玉ひ、建長七年、後嵯峨上皇三山御幸の時、先達を修行したまひ、弘長三年、尊瀧院にして薨去、則ち權現の境内なる池島に葬り奉り、櫻井塚と云ふ、冷泉宮の子道乘僧正は櫻井宮の附弟と爲る、其遺跡を續き、孫枝分れて五流と爲り、之を公卿（クゲ）山伏と稱す、足利尊氏の時、康永元年、飽浦三郎左衞門謀反す、長床衆徒外敵の因有り、飽浦に加勢す、飽浦滅亡の後、高師直兒島當山より東を沒收す、是當山衰微の始なり、其後五流の内大[illegible]院關海、細川勝元の所縁に依り、其權威を借り、一山の大小事共恣に振ふ、故に衆徒之を惡む、即ち應仁元年、細川[illegible]山[illegible]、[illegible]て[illegible]て、[illegible]阿知に退き、細川の兵士をかりて常山に亂入し、社中三十余[illegible]と數年なり、應仁の亂落居の後、細川氏より衆徒の罪を[illegible]て[illegible]し、近隣の十七ヶ村を[illegible]とす、[illegible]年中、上野土佐守同肥前守十七ヶ村を押領す、永正年中、大内義弘管領の時、[illegible]王御[illegible]ありて、漸く林庄[illegible]原庄（今の[illegible]山村是なり）二ヶ村を寄附せらる、永祿十一年、聖[illegible]王、毛利元就へ當山[illegible]の下知を請はれし故、制札を建らる、其文に曰く

備前國兒島郡[illegible]野十二所權現、尊瀧院[illegible]二ヶ村、林庄、尺打庄[illegible]之事

一於味方亂妨狼藉之事

一社中へ新儀申掛之事

一右二ヶ村之竹木伐取事

一軍勢陣取の外平生不可寄宿事

一從[illegible]州用段の外非分申懸事

永祿十一年十月廿六日

天正十年、羽柴秀吉中國征伐の時、毛利家への好みありければ、一山沒收せられ、是より全く衰ふ、此頃まで諸國にも寄附の神領多かりしと云ふが、中にも肥後國[illegible]本城主[illegible]子木氏の判物、

肥後國[illegible]之內、井河尻[illegible]內御[illegible]領之事、如先例御勸納可然候、恐惶謹言

七月十七日　　民部少輔　[illegible]俊　判

尊瀧院御月行中

小早川家の時、公卿山伏の屋敷まで青税地となりしを、修理料として之を伊備大願寺へ附與せられ、寬文中池田家より神職を附けられ、三十石を給せらる、是より山伏供僧神職の三方にて社務を爲す。（國志和氣絹）

木見（キミ）　今木見村と云ふ、福岡の南なり、往時此に熊野新宮に擬せる諸興寺ありしが、後世廢す、冷泉宮賴仁親王の墓あり、寶治元年諸興寺に葬り奉ると云ふもの是也、（國志）木見の東に常山、南に瑜伽山あり、瑜伽山は熊野那智山に擬せし修行場なりしが、後世那智權現衰へ、蓮臺寺代り起り、今に香華熾盛の靈場とす。

瑜伽山（ユカサン）（蓮臺寺）　木見村大字山（ヤマ）に屬す、田之口の北一里、蓮臺（レンダイ）寺と云ふ佛宇あり、相應菩薩を祭り、靈蹟の事近世所說多し、盖其熾盛を讃岐の金毘羅に比す、其緣起の明白ならざる狀、亦相似更に甚きを加ふ。

金毘羅參詣圖會云、瑜伽とは相應の義にして、慈悲の二德とす、故に其三昧たる阿彌陀藥師の二體を本地佛として安置し、王法佛法の守護神と崇めたり、延暦の頃、阿黑羅王と云ふ鬼人現れ、傷害おびたゞしかりしに、田村將軍之を討ち平けんとて、兒島に來り瑜伽權現に祈り、鬼人を斬り其眷族を滅けたまふ、其後堂宇は戰亂に燒亡せしが、彼鬼靈は七十五の白狐と化し、瑜伽權現の使者となり、不思議の事多し、後小松院の世に當り、讃州の增吽僧正、當山を再興し、將に滅びんとせる法燈を挑起したるより、連綿として相續すと云ふ、本堂の傍に石川善左衛門成一の頌德碑あり、石川氏は備前侯の藩士にて、承應寛文年間兒島郡の吏務となり、墾田治水の功業多くして、終世郡民廣く其餘澤をうくとて、文化三年に建立す。

瑜伽山々下に宿坊五六十軒、兩側に立ちつゞき、坂路に仁王門銅華表等あり、磴道をのぼれば、神殿拜殿の造作鉅麗なり、供僧は眞言宗にして遍照院と云ふ、神領三十石、方丈客殿の建築を爲し、境内に華好の構造ありて、寺僧の富裕なるを推測らる、寺記に行基菩薩、兒島の地主たる猿知命の託宣を得て、三尊瑜伽の行法を修し、寺宇を創む、故に本尊を瑜伽權現と號す、明治維新の際、權現の稱を停められ、乃相應大菩薩と名づく。（筑紫紀行京華要志）

藤戸（フヂト）（天城）　今村名と爲る、兒島海灣の西、水島灘に通ずる狹水道にして、藤戸の渡と稱したり、後世埋却して航道全く閉塞す、然れとも藤戸村より西二里、河邊川（備中大川）に至るまで、田間に一條の溝洫ありて、舊時の遺形を見るべし、其兩岸の田野は皆舊海の變したるものとす、北岸に天城（アマキ）驛あり。（今藤戸の大字にして備中倉敷驛の東南一里半とす）○游覽日錄云、達田口、係備前國、民屋千戸、以漁爲產、陟山一里、宿瑜伽山麓、初四黎明、下嶺過小原池、大可百畝、中設島嶼、繞以柴欄、眞如一幅畫圖、行一里餘、過林野、渡櫛田川、入藤戸、抵天城、民居五百戸、是爲備中、又下一里、山盡而平疇出嶺、休于早島、藺席所產、所謂早島表香是也、踰拆山嶺、土人云、近時開山低、開海得田、數萬頃、計其貢入、可出一諸侯、又下得村、曰大内田、出於曠莫之野、十里以外、禾稻雲圍、如繡如錦亦奇。

藤戸と云所に泊らむとしけるに、おひ風ふきなどす、日も高しとて、泊らで過ぎければよめる、

定めなき空のけしきに追風を待つに藤とをかけてさりぬる、（散木）

過備前藤戸灣、有興、　釋　蓮禪

殘雲樹樹難相比、明月蛾眉不足論、煙色斜爲秋岸草、
潮聲鼓打暮山根、洛陽人若問斯地、爭以舌端子細言、
沙煙迎暮日將白、江雨寒秋楓葉黄、李杜詩篇何得寫、
蓬壺境界亦能望、山如碧屏水如鏡、此處征人皆斷腸、
（本朝無題詩）

此藤江は源平爭戰の頃には、尙可航の水道にして、兩軍海陸の分界たりき、當時は專ら兒島の泊と稱したり、されば高倉上皇の嚴島御幸記に、「備前の國こじまの泊につかせたまふ、御所つくりたり、御物具ども新らしくとゝのへおきたり、上達部殿上人どもの宿所ども、造りならべたり、潮すこしひて、御舟つき玉ふ、この國に八幡の若宮おはしますときこしめして、幣奉らせ玉ふ」とも見ゆ。（南海通紀に景行紀吉備穴海を藤戸に擬したり）

元暦元年の冬、源平此地に會戰し、佐々木三郎盛綱の高名せし一話は、世に喧傳する所也、盖此渡口の異名は、直に源平兩軍の興衰に係る者あれば也。東鑑十二月七日の條に「平氏左馬頭行盛朝臣、引率五百餘騎、構城郭於備前兒島之間、佐々木三郎盛綱、爲武衛御使、爲責落之、雖行向、更難凌波濤之間、濱潟案轡之處、行盛朝臣頻招之、仍盛綱竸武意、不能尋求乘船、乍乘馬渡、藤戸海路三町餘、所相從之郎從六騎也、所謂志賀九郎、熊谷四郎、高山三郎、與野太郎、橘三、橘五等也、遂令著向岸、追落行盛云々、以御書褒御感之仰、其詞曰、自昔雖有渡河水類、未聞以馬凌海浪之例、盛綱振舞、希代勝事也」云々と述へたり、十一月の下旬の合戰と知らる、盛衰記九月と云ふはあやまれり。其海江の形狀を按ずるに、長門本平家には「平家は讃岐屋島に有ながら、山陽道を打塞して、左馬頭行盛飛驒守景家を大將にて、一萬餘騎にて備前國兒島に着、參河守範賴も室泊に有けるが、舟より上り備中西國の堺、西阿智河尻（ニシアチカハジリ）、藤戸の渡に押寄て陣を取、彼渡は海面陸より近くて五六町許隔たる所にて、平家の方より海の底には杭を植ゑ鎖子結て、陸には軍兵を置き船をば皆島に引つけたりければ、力及ばずぞ有ける、九月二十五日夜半許、盛綱只一騎打出て、彼浦人を語て、指たりける白鞘卷を取せて、や殿向の島へ渡す瀨はなき歟、敎へ給は猶申さんと云ば、浦人答て云、瀨は二候、月頭には東が瀨になり候、是は大根渡と申、月尻には西が瀨に成候、是をば藤戸の渡と申、當時は西こそ瀨にて候へ、東西の瀨の間は二町許、其瀨の廣さは二段は侍らん、淺所は浪の音高く侍る」云々。（按に參考

（藤戸渡）

木[?]實記には「西河尻、藤戸渡、海上西五町」と曰ひ又長門本に備前備中の堺と云ふは、西阿尾と共に誤まれり、藤戸は備中で西阿智川を水道す、西阿智川即河邊川に同し、和名抄賀屋郡阿智郷を經由す）かく此の要害は累年再度の合戦ありて、盛衰記に「去冬（元暦元年の冬）備前兒島の城をば、土肥次郎實平勢に溝瀬を求て、暗の夜に五十餘騎を率して攻落せければ、平氏の軍兵計ちざりける程なれば、防戦に及ばずして船に浮て逃にけり、其後備中備前の兩惡官軍に相從ける處に、此春又平氏二百餘艘の兵船渡て、夜半に彼城へ押寄て合戦しける程に、實平軍敗て息男遠平創を被り、家人多く打れぬ、備軍の事西國の嶮往は自在を得たり、東國の官兵は寸歩を失て、實平毎度取られけり」（按に此兒島城は藤戸より攻撃せる陣地にして、瞬十と云ふは藤戸を指す）と見ゆ、兩軍の情を想ふべし。

先陣庄、山在藤戸渡、　　茶山
六百年前兵戦營、先登猶記碑嚳名、春潮一張通田逈、野吾花中海船行、

國志云、藤戸合戦は、藤戸村粒江村に古蹟ありて、里民の説に、元暦元年平家は兵船數百艘にて、粒江村の内沖かいち舟津原と云所へ揚り、正森山に陣し、源氏は備中國日間山の邊に陣を取りけるに、佐々木盛綱海を航し、先陣にて藤戸にて戦ひ、平家敗北して浦田村粒江村の邊より船に乘り落けると云ふ、又里民の説に、盛綱は日間山の東南小瀬戸山の邊より、兒島の粒江村舟津原の邊へ航せしなり、海面凡二十町斗と云ふ、されば近世の八軒屋村黒石村粒江村の邊悉く海にて、西國往來の通船ありしが、年經て幾干潮となり、墾田して今は村里と成れり、平家物語に「佐々木盛綱、壽永三年九月廿五日の夜に入て、浦の男を一人かたらひ、直垂小袖大口白鞘巻などをとらせすかしおほせて、此海を馬にて渡しぬべき所やあると問ければ、此男は案内能く存て候、譬へば川の瀬の樣なる所の候が、月頭には東に候、（盛衰記に此所を大嶋の渡りと有り）月の末には西に候、（盛衰記に此所を藤戸の渡といふ）件の瀬のあはひ、海の面十町斗りも候らん、是は御馬などにてはたやすくわたらせ給ふべしと申ければ、佐々木いざさらば渡して見んとて、かの男と二人紛れ出てゝはだかになり、件の瀬を渡りて後、我斗りこそ知らんとて、かの男を刺殺し、首掻切て捨ける」云云とあり。○藤戸の閉塞して、往來の舟の絶えしや何年代の事歟、梅松論太平記等に據れば、延元元年、足利兄弟が九州より攻上りし時、藤戸を經由せず、下津井吹上に寄港して、海陸兩道の連絡を謀れり、當時已に藤戸の海門の閉塞したるを知るに足る、此一航道の通閉は、吉備及び瀬戸内海の状勢に於て、大干係を有す、識者の研究を要すべし。

粒江（ツブエ）

藤戸の西なる江村にして、粒浦、黒石、八軒屋等之に屬す、藤戸海峡の遺跡僅かに存し、河邊川に海接す。

粒江　　茶山
天暮風尖春四野、水田明減樹帶下、潟落揷稍入乘橋、未識陽春有秧馬、

田之口（タノクチ）

今田之口村と云ふ、瑜伽山の南麓、日比浦の西二里半なる海村なり、小港灣あり、又海上三十町許に竪場と名づくる岩嶼あり。鴻野は田之口の西に接する村落なり、上下の二大字に分つ、其西に小川稗田の二村あり、今相併せて小田村と云ふ、蓋圓庄と曰へる地なり。

味野（アヂノ）

今味野村と云ふ、田之口の西一里、田之浦下津井の北一里、東南海に臨む、今兒島郡の治所此に在り、岡山を距る八里、味野の南隣を赤崎村と云ふ。

味野、赤崎は、近年野崎武左衛門共に[?]の塩業を行[?]に代へしより、石炭等の[?]に起り、近年に至り其[?]武吉郎從前の石造釜を廢し、鐵造のものに改め、又天候の觀測に注意して、風雨の警報所を設けたり、[?]鹽の名戸又之に化し、[?]其の産出を力め、十[?]の入[?]田に於て、最良の名を得ず、然れども[?]せるにあらずと云ふ、凡[?]山下[?]田五百町、年額五十万石。

都羅郷（ツラ）

和名抄、兒島郡、都羅郷、○今詳ならず、田之口、味野、田之浦、下津井、呼松などにやと思はる、本郷の西北に隣れる、備中窪屋郡に津島村あれど、地勢符合せず。

田之浦（タノウラ）

今長濱村と云ふ、味野の南なる半島狀の地の東南角に在り、延喜式兒島郡田土浦坐神社を載す、土は之の誤にして、此地の祠とす、（國志神祇志料）田之浦の北を大島と云ふ。

玉葉集、登性法師が漱の用事に「元暦元年、世の中亂しく侍りける頃、平行盛朝臣備前の道を固むとて、壇の浦と申處に侍りけるに、八月十五夜、月くまなきに、邊にし年は經政思ひ出などもろともに侍りけるを、いかばかり憐れなるらむと思ひやられて、そのよし申遣す」云々と載す、壇の浦と云ふも此田之浦を指す、長州なる地と混ずべからず、又前太平記に「天慶元年十二月、西國の早馬來て、前伊豫掾藤原純友又叛逆を起め、備前國釜島と云所に城郭を構へ候」と曰へり、釜島は田之浦の東南なる孤島にして、讃岐群島の東に當る、釜島の西南數多の島嶼羅列し、文石を瑠璃盆上に散するごとし、亦一絶景とす。

（釜島）

平家物語、（長門本）兒島郷[?]の條云、備前國兒島内下津と云所をば、通庄と云是に着て田井浦にとゞまりて、夫よりして民家のあやしけなる内へぞ、入給にけり。（此に下津とあるは下津井にて、田井浦は田之浦の訛なるへ

し)

下津井(シモツヰ)

田之浦の西に接し一海驛なり、西南は鹽飽群(シアク)島に薮障せらると雖、備讃海峽の要港たるを失はず、慶長中小早川家此に築城して兵を置き、瀬戸内航道を扼したり、池田家又之に仍りしが、元和中之を撤去す、今下津井町人口三千四百。

東鑑、平内府宗盛解狀云、壽永二年七月、行幸西海之時、自途中可還御之由、院宣到來、備中國(中當作前)下津井御解纜之上、洛中不穩、不能不日立歸、忽被遂前途候畢。○國志云、平家一谷に渡りし後、四國の者共源氏に心をかよはし、阿波讃岐の在廳等、平家に矢ひとつ射かけ奉られんとて、門脇平中納言敎盛、越前三位通盛、能登守敎經、父子三人備前國の下津井にましますと聞て、兵船十餘艘にて寄たりけり、能登守大に怒り小舟を押浮べて散々に追ふ、餘りに手痛く責られて、淡路をさして引退くと云ふ事、平家物語に見えたり、今大畠村鷲羽山の麓畑の中に、其の陣取の跡といふ所あり、里民の說にいにしへ平家大勢戰死せし所なりとて、其所に下津井四箇浦にて、今に毎年七月十五日をもて踊とて、念佛して踊ることあり、又下津の東吹上(フキアゲ)村は、建武年中、足利尊氏西國より上洛の時、此所に舟をかけられ、左馬頭直義が備中國福山の合戰の勝敗を伺ひ、後進發せらる。○太平記云、延元元年五月、高氏朝臣の船路の勢、既に備前の兒島吹上(フキアゲ)に着けば、步路の勢は備中の草壁の庄にぞ着ける。梅松論云、御所(尊氏)筑紫より海陸二手にて御登り、四國の細川の人々伊豫の河野の一族、其外の國人等五百餘艘、其勢五千餘騎、五月十五日、備前國兒島に着給ふ、當所は佐々木の一族の領所なる間、加地筑前守宿近く假御所を造、御風呂拵たて、御休息ありしに、其夜の滿月に黑雲二筋引渡し、數刻見えしかば、軍勢皆合掌して拜し奉る、是は大なる吉瑞なりし、五月十七日に、下御所(直義)の御陣、備中の河原と備前の兒島の間三里、下御所より御使あり、備中の福山は今夕手分せしめ、明日拂曉に追落し、火をあぐべく候、彼城と御陣の兒島、近所たる間、御用心のために馳申所也と、去程に翌日十八日御方の大勢福山を責落して、飛入て火を放間、敵皆落行よし申あげたり、則陸地の御勢備前國へ責入給ひ、三石の城の寄手脇屋没落すと聞えしかば、下御所より飛脚を以賀し申さる、頓て兒島の御舟を出さる、海と陸との御陣、日夜約束の火を揚られしかば、山をへだてながら互に御陣の在所をぞしろしめされける。

(上吹)

通生(カヨフ)

下津井の北にして、西南海に對す、今本莊(ホンジヤウ)村と改稱す、長門本平家に通生(カヨフ)とあるに同じ、海上に濃地島、高島木島等の數嶼あり、卽水島灘の名あり。

通生八幡宮は、神宮寺を置き、舊社領十五石、兒島の一名祀とす、兒島御[illegible]記及び國內神名帳に見ゆる兒島の八幡宮と云ふは此歟、

呼松(ヨビマツ)

(田福)

通生の北なる海村にして、其西北河部川に至る一里、其間一大潟堆あり、近世開拓して福田(フクダ)新田と云ふ、新田の東に福田の古村あり、粒江藤戸の西南に當る、福田の大字に浦田廣江等あり。

吉備海阻風　　琦里

柏浮依島嶼、揚篷免淵氷、淡浪空青闊、悍風高雲凝、
濺胸潮水大、縱目入山層、瀨戸傷張宿、讃流波去疑、
有頭珠鼓穩、無滿美魚鷹、天造雨奇藥、秋容物象澄、
石錦潮響起、珠蚌月華增、久遲何容意、任它朝日昇、

美作國

美作國(ミマサカ)

(州作)

備前の東大州西大川の上游にして、全く山谷の間に在り、今岡山縣の管治に歸す、其地東西の二區に分れ、東作(サク)、西作の目あり、又彼二水に因れるものとす。

美作は和名抄美万佐加と注し、古今集にも「みまさかや久米のさら山」と詠ず、續紀「和銅六年、割備前國六郡、始置美作國」とあり、三代實錄延喜式に參考せば英多、勝田、苫田、久米、大庭、眞島の六郡たりしを知る。○美作の名義詳ならず、一說三坂(ミサカ)山より出つるならんと云ふ、(三坂山を參考)又甘酒(ウマサケ)の義にして万葉集に「古への人ののませる吉備の酒」と云ひ、本州眞島郡美甘鄕あり、美甘をウマサカと訓む歟と論ず、然れとも美甘はミカモと訓む、甘酒の說採り難し、且美作の二字は之を訓みてミサカと云ふを得ん、ミマサカとすれは、美作の間に麻の一字を中略したりと論定せざるべからず、不審し(國名制定の時ミサカと命し、美作の字を擇まれしに、土俗故ありてミマサカと呼びしにや、ミマサカは其三坂山の別號にあらずや)

美作の事日本紀に見ゆるものなし、欽明帝吉備に白猪(シラヰ)屯倉を置きたまふ、此屯倉は後の大庭郡に當るごとし。伊呂波字類鈔云、美作國、和銅六年甲寅四月、依備前守百濟南典介上毛野堅身等解、割備前六郡、始置美作國、但風土記以上毛野堅身、便爲國守。而て後紀の和氣清麻呂傳には「其先祖弟彥王、從神功皇后之軍、以功封藤野縣、因家焉、今分爲美作備前兩國也」とあるに據れば、磐梨縣の域內たりしを知るのみ。○地志提要云、足利尊氏の反する美作を赤松則祐に與ふ、正平十六年、山名時氏南朝に歸順し、大擧して來攻め諸城を拔き、悉く全州を併す、既にして足利義詮に降り因て守護となり、子氏清に傳ふ、元中八年、氏清誅に伏し、將軍義滿再び則祐の子義則を以て守護となす、義則の子滿祐誅せられ、山名持

賜ひ、平價當代て守護となる、文明の初、州内擾亂、赤松政則復に乘して本國を復ひ、遂に之を取る、子義村、其臣浦上村宗に弑せられ、村宗後藤氏(美作守)と各本州に據る、天正の初、浦上の家臣宇喜多直家、後藤勝元を誘殺し、悉く全州を領ふ、關原の役、宇喜多氏亡ひ、德川氏小早川秀秋に加賜す、秀秋卒し森忠政代り封せられ、津山に治す、云々。

英田郡

吉野郡

本州の東北隅にして、江見川の上游也、東は播州、(宍粟郡)北は因州、(智頭)各山嶺を以て相限る今英田郡の管治とす。

吉野郡は延喜式和名抄に見えず、拾芥抄に載せたり。國郡考云、吉野郡、蓋鎌倉以前の分置とす、美作志に文明三年英田郡七郷を分ち、吉野郡となすと云ふは時代を誤る、拾芥抄別に用野郡を載す、他書に見ねず、蓋誤記に係る。

江見川

又英多川と云ふ、西粟倉村大茅の山中に發源し、南流讃甘に到り、稍西南に傾き、倉敷に至り梶並川と相合ひ、倉敷川と云ふ、長凡十二里、吉野英田の二郡は大抵此水域とす、末は備前に入り、東大川と爲る。(古書に英多川と云ふは倉敷川までを籠めて曰へり)

粟倉

本州本郡の東北隅にして、江見川の水源とす、今東粟倉西粟倉の二村に分つ、沖之仙、那岐之仙の山脈を以て、因幡の國界を限り、東は駒越山を以て播州宍粟郡に、西は星祭山を以て勝北郡と相限る。

坂根

西粟倉村に屬す、因州智頭驛に通する志戸坂峠の麓に在り、(古町驛の北二里半、智頭驛の南三里半)○坂根の西南大字影石に、鹽類鑛泉涌出す、常温七十度、荒山の間なるを以て、浴槽舍屋の設備完からず、村民の外遠來の浴客あることなし。

(石影)

東粟倉は古町驛の東にして、宍粟郡界に通り、太田後山等の大字あり。

大原郷

和名抄、英多郡大原郷。○今大原村、東粟倉、西粟倉是なるへし、近世大原を小原に訛れり、上小原を古町驛と云ひ、下小原を下町とも呼ふ。元祿十一年、幕府官廨を古町に置き、地方を治めしめたり、後下町に移し、土浦藩領の時も下町に治めしが、寛政六年廢止す、近時は吉野郡の治所たりし事あり。(倉敷を距る七里半)

(古町)

太平記に見ゆる、小原孫次郎が小原城址は、古町にして、竹山城址は下町とす。(作陽志中學雜志)

(小原)

星祭岳

古町驛の西にして、北は沖之仙に連る、星祭とは妙見祭の山なりければ也。太平記に康安元年(興國十六年)山名時氏の兵、此地方に入りしこと見ゆ、曰く「七月播磨と美作との境には、竹山千草(千草は宍粟郡千草谷の要害を謂ふ)吉野、石堂が峯、四箇所の城を構へて、赤松律師則祐が百騎ばかりの勢を籠めたりける、山名が執事小林民部丞重長、二千餘騎にて星祭の嶽へ打ち上り、城を目の下に見下して、透間もあらば打ち懸らんと控へたり、赤松筑前入道世貞舍弟律師則祐、一族相集りて二千餘騎、高倉山の麓に陣を取りて、敵倉懸の城を攻めば、弊に乘りて後攻をせんと企つ。

大野郷

和名抄、英多郡大野郷。○今大野村存す、星祭嶽の東南麓にして、川上、篠岡、野形等の大字あり。

讃甘郷

和名抄、英多郡讃甘郷、高山寺本、注佐奈保。○今讃甘村是なり、大原の南、大野の東にして、宮本、中山、下莊等の大字あり。

讃甘大原等の地は、赤松氏守護の比、新免某、讃莊とす、天正の比、宮本村に赤松の庶流、新免無二齋と云ふ劍客あり、其子政名は特に絕妙と稱せられ、宮本武藏と號す、晩年九州に遊び、正保二年熊本に死す。(史學雜志美作略史)讃甘の南、中山峠より、播州佐用郡杉坂に通ふ山路あり。

(宮本)

吉野郷

和名抄、英多郡吉野郷。○今吉野村、大吉村是なり、讃甘の西、大野の北とす、南は英田郡界に至る。

大聖寺は吉野村大字豆田の南に在り、眞言宗の古精舍にして、開創未詳、元龜二年再興し、寶物の餘を藏し、尙往時の盛を想ふに足るものあり、舊寺領五十石。

(大聖寺)

粟井郷

和名抄英多郡粟井郷。○今粟井村是なり、讃甘郷と一山谷を共にし、吉野郷の西に在り、溪澗は西流して眞加部川へ入る、大字中村に淡相城址あり。

美作古城記云、淡相山は菅近江守景盛在城す、景盛山名家に屬して、山名入道に與力せり、景盛の妻は後藤左衞門佐藤政の妹なり、應仁の亂後は山名赤松不和と成て、互に領知を奪掠し、合戰更に止時なかりける、遂に新免長重を殺せり、粟井家の事、一本に菅公廿代の後胤、羽賀美濃守師房の子、爲和美作守助盛、山名伯耆守義氏に屬て、粟井の城主となり、其子淡相備後守貞盛、貞盛の子景盛と記せり、往昔久米北條郡打穴鄕に菅原姓あり、景盛の先祖是等より出たる者にや。

(淡相)

吉野郡粟井村、在國之東陬、連山四合、峰巒嵯峨、蜿蜒起伏、中有一山、清奇聳、發拔於衆山之表者、號一子山、南峯双峙、松樹蔚其巓、遙相對、恰如生者、山有二祠、其在西北者、曰能等香神、能降膏雨、其在東南者、曰阜風神、能鎭暴風、村民信崇(美作名勝考)○方

(能等香山)

葉に
紐鏡能等香の山は誰故ぞ君來ませるに紐あけずして、
平賀氏續風土記云、二子山はノトカ山、ノトケ山とも呼ふ、野時村に在り。東作志云、龍王山、一名二子山、津山府より仰視すへし。

廣山郷

和名抄、英多郡廣井郷。○今粟井の西に接する粟廣村是なり、和名抄廣井とあるは誤れり、土俗弘山郷と傳ふるに據るべし。

鞍懸城址

今粟廣村大字田殿に在り、（美作略史）鞍懸城考云、倉懸城は佐用美濃守貞久、有元和泉守佐久三百餘騎にて楯籠る、康安元年七月、山名伊豆守時氏當國に打入し時、美作國中の諸城皆陷る、此城一つ殘てありけるを、城の四方の山々峯々二十三箇所に陣を取て、鹿垣を二重三重に結廻し、逆茂木しげく引掛けて、矢掛り近く攻ける、赤松佐用上月眞島柏原一族相集て二千余騎、高倉山の麓に陣する所に、阿保肥前入道信禪俄に敵に成て、但馬國へ馳越し、長九郎右衛門と引合て、播磨へ打て入んと企てける間、赤松引返し、中國の大將細川右馬頭賴之、備前へ推渡て、唐河に陣を取りながら、徒に日月を送りける程に、十一月四日遂に落城したり。

英多郡（英田郡）

近世英田に作る、和名抄安伊多と注し、三代實錄、延喜式等皆英多に作る（縣即上田の義と相異なる事なし）中世北方の地を割き吉野郡と云ふ、今又合同して、一町十七村、人口三万、治所を倉敷に置く。

本郡は江見川筋及び倉敷川東岸の山谷を以て成る、本州の東偏なり、東は播州佐用郡、南は備前和氣郡、西は倉敷川の筋を以て勝田と相限る。

三代實錄、貞觀二年、皇太后宮職水田九町、在美作國英多郡、今相轉勝田郡公田、以英田郡地狹田少、國民口多、常年不足故也。○英多とは上田の義にや、安伊多ともあるより考ふれば、是非を詳にせず、英多郷を本據とす。

闇武郷

和名抄、英多郡闇武郷、高山寺本、江見訓衣美。（今江見村、土居村是なり、吉野郷の南英多郷の東とす、闇武は他に類例なき名稱とす、後世は專ら訛りて江見庄と云へり、太平記に江見と見ゆ。

江見

今江見土居の二村に分つ、川崎を以て江見驛とす、播州佐用郡より本州津山に向ふ路、之を係由す、又大字鯰に江見氏の城塞を傳ふ、又大字田原あり、

九月十三夜、遊田原村、投宿茅舍、寂室
戊子年秋將半日、田原村裡宿燈籠、看來五十餘霜月。
幽興不如今夜多、（寂室）

（惠比）源平盛衰記に、宮山合戰の時、美作國住人惠比入道守信、源氏を恨り平家に加擔したる事見ゆ、惠比は江見の訛にして、守信と云ふは此地の土豪なるへし。

元弘の亂に、江見氏官軍に應す、〔太平記〕初め元弘三年閏二月、先帝隱岐を脫し、伯耆に遷幸したまふや、飛檄義兵を召す、江見某（英田郡人）垪和某（久米北條郡人）澁谷某（英田郡人）南三郷諸氏（鹿田、粟原、垂水、三氏即是なり並に眞島郡の人）及び菅原一族（有元、植月、福光諸氏を稱して菅家一族と曰ふ）等相率て之に赴く、五月二十三日、東船上山を發し、晦日攝津兵庫に達す、江見の子孫累世鯰の松山城に據り、本庄内を領し、赤松氏に屬す、天文中、爲房あり、其後亡ふ（美作古城記井略史）

土居

今土井村と云ふ、江見の東にして、播州佐用郡の山道にあたる、此地は近世元祿十五年、幕府官驛を置きし所也、延享年中に至り、倉敷に移り治せり。

佐用郡中川驛より、本郡江見に通ずる山道は、古驛路なるへし、今土居村の北（江見村大字田原）に杉坂峠の稱遺り、太平記に見ゆる鳳輦經由の路と傳ふ、赤松氏常に之を扼守して、山陰道の要害と爲せり。（一説、杉坂は讃甘村の中山の古名とも云ふ、同名の峠、近く二所に并存す）（杉坂）

英多郷

和名抄、英多郡英多郷。（今豐田村、福山村蓋是なり、闇武の西に接す、東鑑、文治三年英多保と見ゆ。

美作略史に、古簡集感狀記を引きて曰く、興國四年、英多保地頭安東千代一丸（英田保山口村に住す）其租稅を抑留す、雜掌眞成（姓氏缺く、江見庄川北村に居り、今其地を稱して松ケ鼻と云ふ、東作志に法華山尊勝寺の跡となすもの誤なり）守護美作前司佐々木秀貞に就て、屢之を訴ふ、是に至り足利直義、千代一丸に命じて、之を辨償せしむ。

楢原郷

和名抄、英多郡楢原郷。○今楢原村存す、英多郷の西にして、梶並川の東岸とす、北は廣山、南は林野（倉敷）とす。

林野郷

和名抄、英多郡林野郷。○今倉敷村是なり、英多郷の西、楢原の南にして、江見川此地に於て梶並川に會す。東鑑、文治三年、尊勝寺御領、美作國林野英多保一とある此也。

倉敷の大字三海田の古墳より嘗陶棺を出せし事あり、凡陶棺の出つるは本州并に備前播磨五畿の地に限ると云。

倉敷

今倉敷町と云ふ、津山を去る四里、本郡の治所とす、舊名林野と云ふ、江見川東北より來り、本村の南西に於て梶並川と相合ひ、之を倉敷川と云ふ、西南流三里、福本村に至り、吉井川に入る。

太平記云、康安元年七月、山名伊豆守時氏、嫡子右衛門佐師義、美作へ發向す、當國の守護赤松筑前入道世貞、播州に在りて未歸はざる前に、廣戸掃部助名木能仙二箇の城、飯田の一族等が籠りたる篠向の城、菅家の一族大見丈の城、有元民部大夫入道が菩提寺の城、小原孫次郎

入道が小原の城、多大野の一族が籠りたる大野の城、六箇所の城は、矢をも射ず降參す、林野妙見二の城は二十日あまり拵へたりけるが、山名に兎角すかされて、遂には是も敵になる、今は倉敷の城一つ殘る。(作陽志云、林野城は倉敷に在り、妙見城は勝南郡三星城なり)

美作略史云、天文中、國の豪族後藤勝基の、雲州の尼子氏に降るや、晴久深く之を徳とし、其重臣河副美作守久盛を倉敷城(倉敷村、三星城と川を隔てゝ相對す)に居き、勝基と俱に州の東境を守護せしむ、既にして毛利元就威勢日に盛なり、勝基陰に之に通ず、永祿五年五月、遂に倉敷城を襲ふ、久盛謀して之を知り、城下に邀へ戰ひ、大に之を破り、北ぐるを追て三星城下に至る、勝基殊に迫し、城に入る能はず、入田妙見(勝南郡の村名)の冊に遁竄す、殺傷頗る多し、久盛の麾下江見豹房精兵五十を以て來り援く、勝基敗走す、晴久既に卒す、將士或は歿し或は叛し、兵威振はず、尼子氏終に國を失ふ。

巨勢(コセ)**郷**　和名抄、英多郡巨勢郷。○今巨勢村是なり、林野の南に接し、下倉敷、尾谷、海田の三大字あり、近世は訛りて後勢(コウセ)保と曰へりとぞ。

川會(カハアヒ)**郷**　和名抄、英多郡川會郷。○今河會福本(フクモト)の二村是也、巨勢の南にして、備前和氣郡の界嶺に至る。

(眞神)

眞神(マカミ)は今福本村の大字なり、文德實錄云「嘉祥三年、英多郡大領、財田祖麻呂、於部下川會郷、英多河石上、獲白鼠一枚」と、この白鼠を獲しが故に、眞神の名起れるならん、神眞古言相通す、眞は美稱なり。

上山(カミヤマ)　今河會村の大字なり、孝謙天皇の御宇に開きたる、銅鐵の坑洞此に遺ると、(美作端史)靈異記に見ゆる、元明天皇の時の鐵山の事を誤り傳ふる歟。靈異記云、暗穴賴願力、得全命縁、第十三、美作國英多郡部內、有官取鐵之山、帝姬阿倍天皇御代、其國司召發役夫十人、令入鐵山、入穴堀取鐵時、山口忽然崩塞、動役夫驚恐、從穴競出、九人僅出、一人有後出、彼穴口塞合云々、

瀧宮(タキノミヤ)　今河會村の大字に呼ふ、延喜式天石門別(アマノイハトワケ)神社あり、其傍に飛泉(土俗宮地の瀧と呼ふ)あれは此名起る　美作寶跡錄云、瀧宮に天岩門別神社鎭坐す、嘉吉三年、北村の地頭平市藏、南村の地頭尼妙心再建立す、此宮に明應八年瀧谷平兵衛尉國綱節狀あり、三代實錄に、貞觀五年五月、天岩門別神授位の事見ゆ。

八塔(ハッタフ)寺は瀧宮の東北嶺に在り、此山即作備播三州の交界とす、寺塔舊本郡の所屬なりしが、近世備前和氣郡の所管と爲る。

福本(フクモト)　今福本村と云ふ、倉敷川の東岸にして、備前の和氣驛より、周匝を經て、福本倉敷に通する別路あり。

勝田郡

勝田(カツタ)**郡**　英田の西にして、東西南の三方は、大略倉敷川、加茂川、津山川等の水脈に限られ、北は因州知頭郡と峯嶺を以て相界す　此郡中世以降勝南(ショウナン)勝北(ショウホク)の二と爲りしが、今又合同して廿五村之を勝間田に治す、人口五万。

勝田は勝間田の略なり、故に和名抄郡名の下に加豆万多に注せり、風土記逸文に此名は倭建命の御櫛(古言玉カツマ)を落したまへるに由ると爲す、阿波風土記にも勝間井、冷水出于此焉、昔倭建天皇命、乃依大御櫛笥忘、而曰勝間田栗人者、寄井、故爲名也と述ぶ、蓋倭建命の故事は和州添下郡の勝間田の地なるを、其地の氏人勝間田氏が美作にも、阿波にも移住して、彼名稱起れるならん。又續日本紀に據れば、今の備前和氣郡鹽田村も、本郡に屬せる地とす、天平神護二年、美作守從五位勲等巨勢朝臣淨成等解偁、勝田郡鹽田村百姓、遠隔治所、側近他郡、差科供承、極有艱辛、望請隨所住處、便隷備前國藤野郡者、許可」。

(勝北郡)(勝南郡)

美作國郡沿革考云、英田郡尾谷村蓮密寺の梵鐘の書に「美作國勝牧郡、小吉野庄內、寶鏡山常住、寶龜二年云々」と見ゆ、勝牧は勝北(ショウホク)に同じ、同涅槃像裏書に「大永七年、作州勝北郡倉敷村、蓮密寺云々」とあり、又東作志に勝南(ショウナン)郡の稱は寛正五年の書記に見ゆと述べたり、正保圖には二郡に分ち、寛文中一旦之を合せしが、元祿以後又二郡としたり。

鹽湯(シホユ)**郷**　和名抄、勝田郡鹽湯郷、高山寺本、注之保由。○今湯郷村公文(クモン)村是なり、倉敷川の西岸にして、勝田郡の南とす。

みまさかの國にてかつまたの湯をよめる

此山や道の限りと思へどもかつまたのみゆとはさなりけり、(忠見家集)

(公文)(三星)

美作略史云、正平六年、後藤左京亮義季、其弟右衛門尉康季、鹽湯郷地頭職に共補せらる、是より先後藤元義始めて本郷に地頭たり、世々之を嗣き、公文職を兼ね、後藤氏の宅址、湯郷の浴場の南に遺り、構之壇と曰ふ。○美作古城記云、鹽湯の郷妙見村に三星(ミツボシ)城あり、此に後藤家數世在城す、後藤下野守藤原貞猶、鎌倉の時、鹽湯郷の地頭職に補任せられ、當城に住れり、貞猶の嫡子後藤左京亮義季二男後藤右衛門尉康季と云、義季後季枝と改む、倉敷の城にて討死せり、季枝の子後藤帶刀左衛門尉季治と云、康季に男子無りける故嫡子治を嗣子とせり、季治永和元年父の家督し、鹽湯郷地頭職幷に公文職を任せらる、

讓與所領之事

右美作國鹽湯郷壹分地頭職、幷公文職內半分者、兄義

季親應二年二月廿一日職御判、今半分事、康季同日職御判者也、彼御判同、御施行遵行、軍忠之御判等、相別之、與爲帶刀左衛門尉季治、於猶子讓與者也、聊一族親類中不可有違亂妨儀也、爲後日讓狀如件、

近鄉後藤家の下知を背くものなく、永祿の始め迄は東作第一の大身とぞ仰ぎける、云々。

(湯鄉) 湯鄉鑛泉は倉敷川の西畔に在り、鹽類性、常温九十六度、源池に就き、浴室一所四區に分ちて槽を造る、旅店九十餘戶あり、遠近の浴客を待つ。道路は舟車の便あり、每年七千の浴客ありと云ふ、藥師堂あり、貞觀二年僧圓仁此泉を發見し、醫王佛を請くと傳へり、(鑛泉志)倉敷を去る半里、岡山市を距る十三里。

湯鄉の福田と云ふ所にて、二古墳を發き、陶棺三個を獲たることあり。(史學雜誌)又湯鄉の北、大字中山入田の岡を、妙見山と呼び、三星と名つくる城址あり、後藤氏の要害とす。(太平記に妙見山城と云ふも此也)(妙見山)

飯岡鄉

和名抄、勝田郡飯岡鄉。○今飯岡村是なり、公文の隣にして、津山川倉敷川、各北方より來り、飯岡の南に於て相會す。飯岡の隔岸は即備前の域にして、鹽田村周匝等とす、飯岡の大字吉原は小聚所なり。(高山寺本、飯岡、以保加と注す)

和氣鄉

和名抄、勝田郡和氣鄉。○今南和氣、北和氣の二村是也、飯岡の北湯鄉の西、津山川の東岸とす。

北和氣村大字羽仁に鳶淵山(一書鳶を鵄に作る)あり。美作略史云、文明中、赤松氏の臣難波九郎左衛門尉行季、鳶淵山城に據る、山名氏の兵來襲、行季防く能はず、主從二十三人士谷(周佐)に鬪死す。難波行豐軍忠狀云、

應仁四年正月十四日、於美作國鳶淵山合戰之時、舍兄九郎左衛門以下十餘人、令討死、御感之御書、雖令頂戴、其後于今無御恩事、(和氣補)

勝田鄉

和名抄、勝田郡勝田鄉、訓加都多、高山寺本、注加都末多。○今勝間田村是也、和氣鄉湯鄉二鄉の北とす、勝田は勝間田の略稱にして、美作風土記、詞林採葉抄所錄)に「日本武尊、落入櫛於池給、因號勝間田池」と見え、仙覺万葉鈔に玉かつまとは櫛の古語也と注す。

勝間田 勝間田村の大字に遺る、本郡の首邑にして、今も郡衙を置かる、津山の東二里半。○勝間田は、明和三年、關宿藩久世氏、勝南郡等三万石を賜りし時、其臣此に就て治所を建てたり、五年にして止みぬ。

勝間田豐國は田野小平遠を成す、植月川北より來り之を貫き、倉敷川に入る。○古墳中より陶棺の出つるは、作州の特徵とす、勝間田并に畑屋、同村、上相等隣近の地に於て、近年五箇の陶棺を發見す。

豐國鄉

和名抄、勝田郡豐國鄉。○今豐國村存す、勝田の東とす、豐國原の字あり、但し此村の北部は香美鄉の舊域なりしに似たり。

半山 (上相) 豐岡村大字上相に在り、藥師佛を以て著る。○習俗集云、半山藥師如來は、天正年中伊賀炎上す、今僅に二間の小堂を遺く、舊堂跡七間の礎石、阿彌陀五間の礎石、鐘樓鎮守仁王門等の跡もあり、其仁王像は倉敷村安養寺に預置く、又蓮池一所あり、古札方々に取散す、半山の上には辻堂石地藏あり、本堂の南に妙見山と云高山あり、此山に硯岩と云名石あり、行基菩薩此岩中に封じ玉ふ硯水、いかなる旱にても絕ず、名譽なる水なり、又佛の山とは、妙見山の北なる廣山なりと、半山へ西より上り坂中に不淨の者結界をさる流あり、此山中興の開基は性空上人と云、則上人の御廟の塚あり、其後名高き比丘尼此山を再建立す、其比丘尼塚もあり、何れの時よりか眞言宗となる、開山興福寺とも申傳へたり、是は半山なるべし、昔は作州一國の御祈禱、東半國は此山にて執行すとなり。

香美鄉

和名抄、勝田郡香美鄉。○今豐國の北部、大字下香山及び其以北眞加部(勝田村とも稱す)などの地たるべし。香山は香々美山の訛なるべしともはる。(美作演蹟錄)

眞加部

今河内餘野等と相併せ、勝田村と云ふ、勝間田の北東二里半、梶並川の邊に在り。

美作略史云、元弘の亂に、播磨の赤松則村官軍に應じ、兵を遠近に募る、有元佐弘(菅四郎、勝北郡河内山の城主)其弟五郎佐光、及三郎佐吉、及福光彥次郎佐長(同郡の人)植月彥五郎重佐(勝北郡植月村宮山城主)廣取彥次郎種佐(家種の長子勝北郡餘野村人)原田彥三郎佐秀(久米條郡人)皆之に應ず、則村遂に兵七千餘人を率ゐ、播磨麻耶山に據る、是日佐弘等兵三百餘人を以て京師に入り、賊將武田兵庫助等と四條猪熊に戰ひ、衆寡敵せず、佐弘佐光以下之に死す、有元氏は菅原知頼より出づ、知頼は道眞の裔なり、嘗て事に坐し勝北郡に謫せられ、康保元年卒す、即ち本州菅家の祖なり、時に漆氏滿氏を併せて三貫家と稱す、其玄孫三穗太郎滿佐、壯年にして仙術を善くす、文曆元年九月卒す、祠を同郡勝本村に建て、之を祀り三穗神社と稱す、滿佐勝田氏を娶り、數子を生む、廣戶、福光、植月、皆木、大町、野井諸氏皆此より出づ、長子忠勝始て有元を以て氏とす、忠勝の孫佐高の子を佐弘等とす。(太平記古城記有元家記廣取家記)

梶並 今梶並村と云ふ、眞加部の北にして、倉敷川の源頭なり、此に梶並川と云ふ、東は星奈山を以て吉野郡と相限り、北は右手峠を以て因州と相限る。

那岐野山 (州本) 梶並の西豐並村の北嶺とす、標高五千二百尺、吉備中一の峻峯と稱す。豐並の大字關本井に行方は津山より鳥取に通する山道の驛所とす、關本より那岐野山の黑尾峠を踰え、智頭驛に向ふ。

菩提寺　今豐國村大字高圓に在り、（美作略史）元亨釋書に源空幼時菩提寺に入りしこと見ゆ、即此寺、曰く「觀之器學菩提寺觀覺圖之、乞爲弟子、覺當書學、觀覺曰此器量、何可虚草澤乎、遂與延暦寺源光、光曰幼年歸傳陽出、非吾器之所圖、即掛功德嚴院、後得法上専念之宗」延元元年、官軍來據此菩提寺の二砦を圍むこと、太平記に見ゆ。
（高圓）

奈義神社　今豐田村大字成松に在り、那岐野山の麓とす。三代實錄、貞觀五年、奈義神授位の事あり。○勝城考云、延元元年、當國に菅家江見山戶の人々は、奈義能仙菩提寺の二城を構へ、官軍を招く、其後山戶播部助此城に據りしが、康安元年、山名時氏山陰道より責入り、奈義城を攻落す。（美作略史によれば、奈義能仙城址も高圓に在りとす）

廣岡郷　和名抄、勝田郡廣岡郷。○今豐田村并に豐並村ならん、豐田の大字に廣岡遺る、那岐野山の麓なる山谷とす、南は吉野郷に連る。

吉野郷　和名抄、勝田郡吉野郷。○今古吉野村、北吉野村是なり、植月村と相隣比して、一山谷を占む、渓水は皆勝間田の方へ流歸す
（古吉野）
醍醐寺文書、貞治二年、美作國小吉野庄、眞亭村領家得分内十貫文を、正續院へ寄附の事見ゆ。

植月郷　和名抄、勝田郡植月郷、高山寺本植月、注字宇惠都岐。○今植月村存す、和名抄植は植の誤とす、植月の東に美野、田井、豐久田等あり今吉野村と云ふ、是も植月郷の舊域なるべし、東は香美郷、南は勝田郷とす。

新野郷　和名抄、勝田郡新野郷。○今新野村并に廣戶村豐田村なるべし、豐田村北、吉野村の西とす、其溪流は南に走り、新田川と云ひ、末は津山川に入る、長凡五里。○事蹟云、貞應三年、足利陸奧守義氏、谷新免、美作國新野保以下、數箇所。

廣戶　今廣戶村と云ふ、當勝北郡の治所たり、太平記に弘戶掃部助と云ふ人見ゆ。美作舊蹟錄云、廣戶は御所野の東の谷にして、昔を横見おはします、御所野の北に風穴あり、村民相傳ふ、此穴に土砂を打入、又高聲致候へば、俄に大風吹出候と、依て風神を祭る。

賀茂郷　和名抄、勝田郡賀茂郷。○今勝加茂村と云ふ、新野郷の南とす、大字楢を驛所とし、津山より之を經て行方に至り、因州に向ふ別徑あり。勝加茂とは勝田郡の加茂の謂にて、本郷の西北は即苫田の賀茂郷とす。
（勝加茂）

廣野郷　和名抄、勝田郡廣野郷。○今廣野村存す、賀茂の南とす、大字福井、田熊、河面等あり、河面は加茂川に傳へり、梨地山清瀧寺と呼ぶ密教の精舍あり、

鷹取郷　和名抄、勝田郡鷹取郷。○今高取村新田村是なり、廣野の南にして、勝田和氣二郷の西とす、太平記に本州の住人鷹取某の名見ゆ。

新田　今倉井中原等と合同して、大崎村と改む、新田川は廣戶の山中に發し、新田を過ぎ、河邊村瓜生原に至り、津山川に歸す、津山より勝間田に通ずる大路は、大崎村を經由す。

河邊郷　和名抄、勝田郡河邊郷。○今河邊村存す、大字日上、瓜生原之に屬す、鷹取郷の西にして、加茂川津山川に添へり。

國分寺　今河邊村に遺れり、加茂川の東岸とす、（津山町の東半里程）是僧寺にして、別に尼寺址は大字日上に在り相距七町。○美作□□錄云、國分寺は天平九年三月敕命を以て構造し、丈六の釋迦像を立しよしなるに、此國分寺本尊は藥師如來なり、何れの時代より取違申や、尼寺國分寺は天平十一年初て諸國に立しよし、此尼寺も國分寺の近所にあり、古來礎石殘る外何作なく、右國分寺前に瀬戸島の辨才天祠あり、其上に高ヶ岡八幡宮鎭坐あり。○美作略史云、國分寺と尼寺の間は、往昔廻廊を架せりと、且大門、中の塔、銀蓮臺、塔の淺、遊塚、三日市、玉傳寺、西蓮寺等の地名あり、皆敷町の外に在り、近來里民地を堀て、石礎八基を獲たり、方各七八尺、亦以て當時の隆盛を知るに足れりといふ。
（日上）

苫田郡

苫田郡　本州の中央に位置し、二町三十村、人口六万二千、津山を治所とす。

三代實錄「貞觀五年、分美作國苫田郡、爲苫東苫西郡」と延喜式和名抄共に之に仍り、後世に至り濫稱起る、事別項に見ゆ。○苫田は和名抄郷名の下に、止毛多と注したり、然れども和州にも苫田の地名ありて、止万多と曰へり、毛疑はくは万の誤のみ。

苫東郡　貞觀五年、苫田郡を二分して東西と爲す、其後更に苫東郡より分割して苫北郡を置く、近世に至り名稱濫れて、苫北を東北條と云ひ、苫東を東南條と云ふ。正保國圖東南條東北條の両名を錄し、寛文中一時苫東を復せしが、元祿中又俗用に從ひ之を分てり、大略和名抄苫田、（本郷の内一宮小原山北總社等の地、近世苫西に入れり）高野、林田三郷を東南條とし、綾部、美和、知和、賀茂、高倉の五郷を東北條と爲したり。
（東北條郡）（東南條郡）

綾部郷　和名抄、苫東郡綾部郷。○今綾部村存す、勝田郡新野郷の西（加茂川の西畔）とす、綾部は漢部の義にして、蕃別の住居せるに因る歟。

綾部 今草加部吉見等と合同し、神庭と改む、近時此村に東北條の郡衙を置きしことあり、津山の東北二里。

高倉郷 和名抄、苫東郡高倉郷。○今高倉村存す、綾部郷の北に接す、高田村も本郷に屬せしならん、其大字大篠に貞觀五年授位の大佐々神(三代實錄)鎭坐す、又大字横野は大篠の西にして、東一宮村の北なる山谷を占む。

(大篠)

賀茂郷 和名抄、苫東郡賀茂郷。○今東加茂村西加茂村なるへし、綾部の北とす、近世本郷以北の山谷を總稱して加茂谷と云へり、即加茂川の源とす。

公郷 今桑原、下津川等と合せ、東加茂村と云ふ、綾部の北二里とす、公郷とは賀茂公の居郷の謂にて、本郷の根據なるべし、公郷の北大字中原は、倉見川阿波川の落合にして、加茂谷の繇所とす。

(中原)

智和郷 和名抄、苫東郡賀和郷、(高山寺本には賀和なくして、高田田と云ふものあり)○賀和は智和の鳥焉馬なるべし、今上加茂村阿波村に當る、上加茂に大字知和存す、公郷中原より知和阿波を經て、因州智頭驛に至る山路あり、最嶮絕なり。阿波は知和の北にして、加茂川の源地とす、知和の傍に矢筈山城址あり、此は天正八年、羽柴秀吉因幡に進軍したる時、作州の諸士此を扼して、其後を斷たんと謀りし所とぞ、當時の城主を草刈重總と云ひ、毛利家に屬せり。(美作略史)又知和の傍に大字山下あり、雲州軍話に見ゆ、曰く、山中鹿介幸盛は、三千餘騎にて因幡國知頭郡高草郡發向、當山の城を攻んと議す、當國の守護人草苅三郎左衛門尉景繼、是亦毛利に催され、筑前國立花に在陣すと云へ共、一族黒岩土佐守草苅淡路守以下作州山下より討出てしが、山中に攻めやぶらる。

(阿波)

美和郷 和名抄、苫東郡美和郷。○今加茂村なるべし、阿波知和の西とす、東鑑文治六年の條に美作國西美和と云ふも此ならん、後世に至り、加茂谷の總稱に攝せられ、美和の稱亡ふ、今倉見、黒木、宇野等を合同して、加茂村と云ふ。

(倉見)

加茂川 阿波の山中に發し、西南流中原に至り、倉見川を容れ、南流勝田苫田の郡堺を畫しつゝ、稍西に折し、林田村川崎に至り津山川に入る、長凡十里。

高野郷 和名抄、苫東郡高野郷。○今高野村存す、綾部の南にして、加茂川の西畔とす、作陽古簡集に、貞和元年、中島丹後守の子次郎右衛門幸家が、高野郷の地頭職と爲れる由見ゆ。

本郷に高野神社あるべきに、近世苫西郡の二宮を以て高野神と爲すは疑ふべし。三代實錄、貞觀十七年、美作國高野神授位せられ、宇治拾遺物語には、美作國かうやの神の祭に犠牲を獻進する事を禁せたり、皆此神とす、延喜式には高野神社苫東郡と注すれは、苫西の二宮を以て此神と爲すは誤れり、もしくは後世此より彼へ移轉したるにや。

林田郷 和名抄、苫東郡林國郷。○今林田村并に津山東町にあたるべし、本書林國とあるは、林田の誤とす、高山寺本に波以多と注す。

美作略史云、文明年中、京師妙覺寺の日祝院日立、本州に來る、法華宗之より傳播す、遂に林田村丹後山の下に妙行寺を建て、法義を討論して屈せず、宗風漸く諸郡に及ぶ、永祿四年、備前金川村妙國寺の住僧日饒を招請して當寺の中興となす、日饒固より識見あり、僧俗歸崇するもの多く、後に本州法華宗の總導師となる、慶長九年、甲辰津山市街成るに及んで、今の地に移轉す、八世日榮不受不施宗を信じ、北國禁に觸るゝを以て放たれ、且堂宇を破壞せらる、其後妙行寺々號の再興をゆるされて再建す。

(妙行寺)

津山新町は、津山市街の中、其東偏(宮川以東)を割きたる者とす。

津山川 西西條の上齋原の山中(作因伯の三州界)に發源し、南流之を齋原川と云ふ、香々美川を併せ、院莊に至り坪井川を併す、是より東に折れ、佐良川を併せ、津山の南を過ぎ、林田村川崎に至り、加茂川を併せ漸く大なり、(源頭より此に至る凡十五里)津山川崎より以下舟揖を上下せしむ、四里半にして飯岡周匝に至り、(倉敷川此にて相會ふ)備前の州界に入る、以下十二里にして海灣に入る。○近世畸人傳に、角倉了以、美作國和氣川の船(高瀬船)を上下する見て、發明する所あり、丹波保津川駿州富士川の開通を謀り、遂に成功したる由を述へたり、和氣川は即津山川なり、備前に於て山陽道和氣驛を過くるを以て此名あり。

(川崎)

苫田郷 和名抄、苫東郡苫田郷、高山寺本、注止万多。○今東苫田村、東一宮村及び宮川以西の地を云ふ、近世宮川以東は苫西郡の所管と爲る、(其西一宮は今田邑郷と合せ一宮村と改稱し、山北小原總社等は田中郷の地に混し、西苫田村と改稱す)此郷本郡々名の基因にして、又國府の在所なりき、和名抄土毛多とある毛は万の誤なるべし、名義は苫編に用る草などの多かる地なりければにや。

東苫田は林田の北に接し、沼、志戸部、幣部、大田等の大字あり、東一宮は更に其北にして、中山神社の東とす。

苫西郡 貞觀五年苫田郡を二分し東西と爲す、其後更に苫西郡より苫南郡を分割す、近世に至り名稱遷して苫西を西西條と云ひ、苫南を西北條と云ふ、大略和名抄田中田邊田邑香美の四郷を西北條郡とし、其布原能鍋大野の三郷を西々條郡と爲したり。

(西北條郡)

西西條郡 大庭郡布施郷の地、何の世よりか本郡に入り、

西々條に關したり、富谷と云ふもの是也。

中山神社（一宮）

今一宮村に在り（東一宮村に對して西一宮村と云ふ）國幣中社に列す、延喜式苫東郡名神大と注するもの是也、津山の北一里半、俗に仲山大明神と云ふ、又南宮と稱す。

此神は三代實錄「貞觀二年、美作國正五位下仲山神、授從四位下、同六年、預官社」の事見え、宇治拾遺物語に此神の祭には、女子の牲を備奉る由を載す、祭神詳ならず、神祇志料には吉備國中山大神を移し祭るものとす。

大日本史、中山神社、所祀與備中吉備津彥社同神也、按三備昔以吉備津宮爲一宮、本國和銅六年割備前新置、即當時亦分祀此神、而中山之號、亦蓋襲吉備中山之名也、世俗或據古歌眞金吹吉備中山之詞、以爲鏡作祖石凝姥、蓋傳會美讃中山、以爲金山之、皆無據也。

美作黃葉集云、仲山大神は御鏡作の祖なり、慶雲二年、中山の嶺なる長良嶽に降臨あり、之を本國一宮と爲す、永祿二年、佐々木修理大夫晴久、造營する所の殿宇は今に遺る、（美作略史云、天文の末に、苫田郡一揆兇徒中山社に據る、國主尼子晴久、勢を大神に借り、社堂を再興せんことを誓ひ、遂に火攻を以て一揆を剿絕す、永祿二年に至り社堂新に成る、今の社是なり）供僧神宮寺は小原に在り、（今西苫田村）社僧相傳へ、猿を以て本社の使者とす。○一遍上人六條緣起、美作國一宮にまうで給けるに、穢たるものも侍らむとて、樓門のほかにをどり屋をつくりておき奉りけり、それをたちて食森と申所におはしたりけるに、かの社の一の禰宜夢に見るやう、一遍房を今一度請せよ、結緣せむとしの給、又御殿の下には大蛇共數しらずありと見てさめぬ、此故にかさねて請し、拜殿にいれ奉る時に、みなくの釜おびたゝしくはえて、此釜にて粥をして奉れと御託宣ありけり。

（長良嶽）

作陽志云、中山神社、長良嶽者、鎭座主山也、一名荒魂岩山嶺、按吉備亦有岩山社、爲之岩山足尼命、便是吉備津彥吉備姬也、今吉備社西、長良山上、有長良山、嶺下水出此、備國之名所也、備中風土記曰、賀夜郡伊勢御社、東有河、名宮瀨川、河西有吉備建彥命之宮、造此三世王、故名宮瀨、今當社之前、細川横流、入鵜羽川者、曰宮瀨川、或說以此川爲本州名所、有橋名御手洗橋、長良、宮瀨等、皆與吉備同名、彼是同神、信有據焉。猿伏、去社表東十三町、其地名野部山、屬苫東郡、有石名猿懸岩、往年津山士人採安岐山、其夜怪異頗數、其人大怖、還于本處。舊說以猿爲一宮之使獸、是故貴賤谷、有猿祠、小原村亦有之、今爲道祖神、蓋祖神者猿田彥命、兩附會作名可笑。又黑澤山僧傳會、一宮有異猿、每月十二日夜、上黑澤山、而詣佛殿、雖雨風霜夜、不闕之、名曰詣夜嶽、牲殿谷、在本社西南三町餘、古之庖厨也、昔歲時祀用牲、故名牲殿、此地有猿祠。

田邊鄉

和名抄、苫西郡田邊鄉。○今一宮村に併入す、一宮の西北、黑澤山の麓とす。

黑澤山

一宮村の北なる峻嶺にして、最高峰なり、山中に廢寺藏室あり、万福寺と稱し、眞言僧之に住す。

寄進寺領之事　黑澤山万福寺

四至　限東小松原　限南苫田
　　　限西土無　　限北横手

右寄進志者、爲息災延命、殿中殊勝御座、奉爲將東御祈禱、四至之内、除公事、任先例、奉爲寄進上者、於己後、彼寺領等致違亂之輩、堅可處罪科者也、仍寄進狀之狀、如件

正應四年辛卯六月　〔作陽志〕

山北（不知夜山）

今小原、總社、小田中等と合併して西苫田村と改む、津山の北郊とす、十六夜山と云ふ所あり、作陽誌に、永久三年七月、後鳥羽院此所に御幸の時、此を詠きたまふと曰へり。○美作古簡集云、今の山北八幡宮は、元鶴山樹之段と云地に在り、慶長年中、國守森忠政、不知夜山に遷し、神領百石を寄附せらる。○美作略史云、嘉吉元年、山名教清本國の守護と爲り、其一族山名忠政を鶴山城に置く、忠政後此に卒す、慶長中、森忠政其址に就きて築き、地中より忠政の精を得たり、忠政之を奇異なりとし、爲めに其祭を改造し、祠を立てゝ若宮と曰ふ、後若宮は八幡宮と共に不知夜山に移す。

國府址

今西苫田村の中なるへし、一說大字總社の地、又大字小原の地と云ふ、和名抄「美作國府、在苫東郡、行程上七日、下四日、和銅六年、割備前國六郡、置此國」。

美作略史云、總社村地あり幸畑と稱す、明治十三年始て其國府の遺址たるを知る、乃碑を立て之を表す、續日本紀、天應元年、苫田郡兵庫鳴動す、此兵庫も國府に在り、文德實錄、齊衡二年、美作國白鹿を獻す、因て年天安と改元し、瑞鹿出る所、苫田郡の調を免し、其郡司出雲□□に授位あり、今按ふに作陽誌苫南郡古錦部に曰く、總社祠官言ふ、大己貴命影向の白鹿出て嚮導を爲す、故に鹿道と名く、是れ全く瑞鹿出る所の白鹿此に出るか、蕃禰寺は三宮の御神を安す、其に故ある哉と、夫の鹿道は總社村の西隅にあり、今獅子道に作る、里民云ふ、往昔高野神輿の總社に會する日、供奉の神馬經過する所なりと、而して上說を言はず、凡作陽誌、其近傍にある馬場馬出逆松等は神幸に係る地名と爲し、獅子道を以て外事となす、豈疑を容ざるを得んや、其當今を距る一百八十年、口碑の異なる此の如し、錄して以て參考に供ふ、其萬福寺は總社村に在り、今廢す。

美作介にて下りける時、國にて月を見てよめる、

すきつらん都の事も問ふべきに雲のよそにも月を見るかな、〔續詞花〕　顯輔

（小原）

郡鄉考云、苦東郡の地にして、國府跡と想はるゝ所は、津山の北にて至てひらけたる地也、其小原（オハラ）村に市場と云ふ僅の所あり、以前其あたりの大名とみゆ、元祿年中の記錄に出たり、今は苦西郡に入てはあれど、古へは神樂尾と云山の嶺を限りて、東へ落る水流れの處は、苦東郡に屬したるものと見ゆ、市場の前に、北より南へ流れ出る大川あり宮川（ミヤ）と云、川より東は苦東郡也、川より西は苦西郡也、神樂尾の東へ落る水流れ、苦田の一鄉は川の西ながら、苦東の郡にてありしものと見ゆ、此書に苦東郡に苦田鄉あり、川の東の方には苦田鄉なし、苦田鄉小原は川の西にあり、小原村の北も南もみな苦西郡なり、古へは水流に依て郡鄉を分たれたるものゆゑに、川の西ながら小原村一村は東郡に屬したりしならん、國府は必水邊の便よき處に建られしものと見えて、小原村水邊にて殊に廣平なる處ゆゑに、國府を置れたるならん、市場と云は古の國府又驛など、國々に多きことゆゑに、こゝも市場と云は國府の地ゆゑとみえたり、市場の名の遺れる甚面白し、小原と云は國府癈れて後、原になりてより云にて、小原と云よりは市場の方古き名と聞ゆ、この原村の南につゞきて惣社村あり。

（宮川）

惣社（ソウシャ）　今西苦田村に屬し、大字と爲る、其祠堂は近世田祿八十石を給せられ現存す、舊蹟錄に「惣社は本地大己貴命なり、昔は一宮二宮も此惣社へ御幸ありけるよし、一國の大社と由傳ふ」とあるは、惣社の古義は合はず、郡鄉考に平賀氏が「惣社には古文書など多く遺り、美作國百十一の社を祀る所也」と述べられしによれば、本國にも神名帳の遺るものある歟、惣社は國内神名帳の諸社を遙拜する所也。

田中鄉（タナカ）

和名抄、苦西郡田中鄉。○今津山町并に西苦田村大字小田中（コタナカ）に當る、苦田鄉の南、宮川以西の地域とす。

（小田中）

美作略史云、明應七年、後藤勝國（左衛門尉光居の遠孫、三星城主）美和山城（西々條郡二宮村）を取らんと欲し、兵一百二十を率て來る、立石兵部景泰（本姓は渋氏）手兵八十餘を以て獲松山（西北條郡小田中村）に邀へ戰ふ、景泰の部士田原西郎射て勝國を殺す、文龜二年、勝政父勝國の死を憤り、浦上行重（金峯城主）に謀り、士卒三百餘を率ゐ小田中村に陣す、掃部助久朝（景泰の子）部兵二百餘を以て之を城東邊が淵に拒く、勝政火を放て鏖戰す、久朝力盡き一族十九人と共に藥師堂に入て自殺す、其子彌平次郎幼孩僅に免る。〔作陽志立石家譜〕

津山（ツヤマ）

今津山町と云ふ、一州の都會とす、人口一万一千、其宮川以東は別立して、津山新町と云ふ、苦田郡衙此地に在り、岡山驛を距る（鐵道福渡金川等を經由し）三十五哩。

此地昔苦西郡田中鄉に屬し、富川（トミカハ）村と稱すと、作陽誌に津山社舊記を引て云へり、又戸川家記美作古城記には、其地國府に近く、水陸の便あり、商賈多く聚るを以て、富川宿又は富川市とも稱へり、のち歴々郡界の變移ありて、遂に元祿十一年西北條東南條兩郡に分屬す、津山の稱は富川の東北に峙立する鶴山の名に由るなり、慶長九年、國主森忠政城を此山に築きしより、[illegible]し、其地山北小田中二村及び林田村に亙りて、津山と總稱せり。〔津山志〕

德守神社（トクモリ）　津山の鎭守なり、慶長九年、國主森忠政院莊に在り地を相して、津山に築くに當り、此祠は本地の舊祠なれば、先づ營造を爲し、神封七十石を附し、後十石を增加す。〔美作舊蹟錄美作略史〕○津山志云、作陽志に總社舊記に富川村德守大明神の號ありと、富川は即ち今の津山なり、以て此地の舊社なるを知るに足る、然り而して里俗之を傳ふ、往昔帝闕寺大納言勅を奉して出雲に下り、小田中村に至て薨す、村民乃ち之を祀る、德守は其名なりと、此說固より信じ難しと雖、寬永前後の書多く神使の宮と爲す、古老の言も亦故なしとせず、

富川（トカハ）　津山町の舊名にして、或は戸川に作る、今も市街の中央に戸川の巷名のこれり、富川宿と云、天文十一年壬寅、富川禪門此に居り、門田平助秀安（戸川平右衛門）を子養す、天正七年己卯、花房助兵衛職秀、敵狀を探んが爲め家士を此に出し、賈人と僞らしめし等、戸川記及び古城記に載す。〔津山志〕

（戸川）

本源寺（ホンゲン）　津山西今町に在り、臨濟宗東福派の精舍なり、初め此寺西西條郡神戸鄉神戸村に在り、安國寺と號す、與國元年足利尊氏の創建せし所なり、慶長九年、國主森忠政州府を津山に開くに當て、之を小田中村に移し、僧海要を以て中興の開祖となす、同十二年忠政其夫人名古屋氏を西今町の北に葬り、再び安國寺を其地に移し、改めて龍雲寺と號す、寺資二百石を給し、菩提所となす、是歲堂宇落成す、今の方丈是なり、天和三年、忠政の五十回忌に當るを以て、本源寺に改む、本源は即ち其法諱なり、後松平氏當寺及び泰安寺妙法寺を以て津山三箇寺と稱し、諸寺の上に列す。○泰安寺は西寺町にあり、前蓮社眼譽の創立する所とす、眼譽は美濃金山淨樂寺の住僧なり、金山は森氏の舊領なるを以て、眼譽乃ち從ひ來り、遂に堂宇を創立し、舊に依て寶玉山淨樂寺と稱し、台德院の位牌を安置し、寺料百石を寄附す、元祿十一年、國主松平氏其菩提所となす、元文四年、淨光山泰安寺に改む。○妙法寺は法音院日充を以て開祖とす、日充は初め西西條郡入村久塚山無量寺の住僧なり、無量寺は元律宗の古刹にして、日充に至て法華宗を信し、遂に改宗して寺を鶴山の西側に移す、二世日譽森氏築城の時嚮導を爲

し、寺田百石を宛せらる、日光不受不施義に拠り之を辞す、後今の地に徙す、三世日賀の時、本州一宗の頭と爲る。

　　書贈津山大夫人側榜　　　　　　　　　　　　　　　　　　梁田蛻巖

津城側東此停車、欄背南山逼水涯、百道金波川上月、一村春樹雨中花、林條迭照入分渡、洲渚両風馬蹴沙、北望青蓮多積雪、素琴聯杵岸鳥秒、

　　津山城下作　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　賴山陽

凤漱靈曾賦、交獻倚堆儉、護法帝除趣、閲開遼長滕、二川通獄洽、百雉倚楼増、距海雖云遠、香魚正上罾

（山鶴）

津山城址

津山市街の東北偶に在り、初め嘉吉元年、山名修理大夫教清、赤松氏に代り本州に守護たり、其族判官忠政をして鶴山に築城して鎮守せしむ、慶長九年、森右近大夫忠政の國主と爲るや、院莊に入部し、鶴山の地を相して、府城を起す、土木經營、十三年にして成る、五重の天守閣を造る、其高十七間、一州十八万六千石の治所とす、五傳して美作守長成に至り、元祿十年除封せらる、（其一族は後播州赤穗三日月の二所に於て相續したり）同十二年、松平宣之助宣富、本城十万石を賜ひ入部す、之を越後家と云ふ（越前宰相秀康の孫、越後中將光長、天和元年除封、此に至り一族直矩の次男をして其祀を繼かしめられ、越後守少將に叙せらる）家格は□川三家に亞き、松平稱號の首席たりき、世襲して明治二年に至り、同八年廢城。

美作略史云、慶應二年、幕府再征長の師を起す、將軍家茂大坂に至り、津山中將慶倫をして山陽道に向はしむ、六月慶倫封内の兵を發して安藝に赴く、至れば則ち戰鬪已に闌にして、幕兵進退皆利あらず、山陰道の兵も亦敗却す、慶倫其封境を固守せざるへからざるを以て、書を督府に致し而て還る、是秋大風、東北諸郡害最も多し、亂民先次郎等一千餘人を以て、進て津山城下を侵す、諸士大橋門を鎖して之を扼す、暴徒既に林田町に入り、銃卒を諸處し、其夜倉敷村より至るの徒と合し、富商七十餘戸を破壞す、兵乃ち合して之を鎮壓せしむ、大庭郡の民亦久世村の商戸を破壞す、是より英田郡の民、亦蹶起し、尋て鎮定す。

　　自津山城下、至二宮祠、　　　　　　　　　　　　　　　　旭莊

夾路青松好、幾回停歩看、山含嵐氣峻、潤帶水聲寒、

田邑郷

和名抄、苫西郡田邑郷。○今田邑村存す、田中苫田二郷の西とす、千年寺と云ふ佛堂あり、寛文八年、國主森長繼の中興なりとて、俗に長繼山と云ふ、田邑の東北に神樂尾山あり、西苫田村に跨る。○三代實錄、貞觀六年、美作國田神授位の事見ゆ、此祠今田邑に在り。

吉原郷

和名抄、苫西郡布原郷。○高山寺本、吉原、與之波良に作る、今二宮村院庄村芳野村なるべし、田邑の西南とす、近世は神戸庄（又院庄）吉原庄と云へる地にて、芳野に大字吉原あり。

二宮

今村名とす、高野明神と云ふ古祠あり、之を當國の二宮と云ふにより、此名あり、（此高野神は、延喜式に見ゆる官社なりと云ふは疑なきに非ず、高野郷參考すべし）又此邊を神戸莊と稱し、隣村院莊に神戸の大字遺る。

美作古跡錄云、宇奈手森は神戸村に在り、此村元三宮と云ひ、高野明神の神木即是也、又菅縄手の北の方、亀が淵の跡在り、是は昔名高き淵にて、大蛇の住みし所とて、旱歲には淵の水をかへほし候へば、雨降ると云ひ、寛永三寅年の夏、國中の百姓願五百人調へ、郡代ども兼許して、此淵をかへんとしたるに、遂に雨降れりと申傳ふ、今は全く埋沒して、名計りと爲る。○今昔物語云、今は昔美作國に中參、高野と申神在ます、其神の體は中參は猿、高野は蛇にてぞ在ましける、毎年に一度其祭あるに、生贄を奉備ける、其生贄には國人の娘の未だ嫁がざるをぞ立たりける云々。

院莊

今村名と爲る、津山の西一里半、吉井川、□□川相會ひ、津山川と爲る、自ら中□□□此地に元弘二年三月の行在址を標す。

美作舊跡錄云、後醍醐天皇、隱岐へ御下向の時、播州より杉坂越にて、院の庄へ御付ありしは、元弘二年三月の事にて、兒島備後三郎高徳は、御跡を慕ひ來り、庭前の櫻を削り、一詩を書付置て立さりしと申傳て、今に公の屋敷と云ふ地名あり、詩に曰く、

　　天莫空句踐、時非無范蠡。

又美作略史云、北條高時天皇を隱岐に遷す、三月七日車駕京師を發し、播磨より杉坂、英田郡田原村）を踰え、鹽國莊（勝間田郡）和氣莊（勝南郡）長岡莊（久米南條郡）を經て、十七日院莊村（西西條郡）に達す、　將小山□朝（五郎左衛門尉）兵數百人を率て之を護衛す云々、正平十五年、山名時氏作州に入る、是より先き、伊豆守時氏の子師義（右衛門佐、初師氏と稱す）足利義□に背き、時氏を勸めて南朝に歸順す、是年時氏父子、步騎四千五百を將ゐて、守護赤松筑前守貞□（法號世貞山村の第二子）の篠葺城を攻めんとし、其將小池中書稲依八左衛門をして篠葺城（大庭郡三崎河原村）に向はしめ、淀井丹波守武田刑部左衛門等をして高田城（後に山城と稱す）を攻めしめ、自ら精兵を督して國府に入り、院莊城（院城と稱す）を圍む、城兵僅に三百餘、逃走する者多し、主將江見齊信（八郎兵衛）自殺し城陷る、高田篠葺及び塔尾（勝南郡)新宮（同郡新田村）影石（吉野郡□□村）諸城皆風を望て降る、（太平記美作古城記）當時謂ふ所の國府は、苫田郷の舊府に非ず、院莊は州の中央、地勢[illegible]にして、水陸便あり、是を以て人民輻湊し、守護地頭亦多く之に居る、暦應元年、足利氏諸國に安國寺を創立する、亦此地に

立つ、故に當時國府と稱せり、錄して以て参考に供す、又按するに正平十九年山名氏全く本州を略取したるも、後赤松氏の侵す所と爲り、嘉吉の變、本州又山名氏に歸す、應仁の亂、赤松の遺臣中村五郎左衛門院莊を襲取ること、應仁別記備前軍記に見ゆ。

備後三郎題櫻樹圖　　菅茶山

騎馬擊賊下馬吟、三郎奇才世無雙、夜穿虎穴達行在、衛騎眠熟拆壁寂、胸中向樹寫困情、行雲不動天亦愁、中興誰推首事功、一門殉節貫日忠、金輿再南花却發、五字櫻花千古慎、

按に、元弘帝の美作國を過らせて、隱岐へ向はせ玉へる路次、稍明白を欠く、増鏡に據れば、元弘二年三月

十七日、美作國におはしましつきぬ、御心地なやましくて、此國に二三日休らはせ給程、かりそめの御やどりなれば、物深からで侍、かきりの武士共おのづから近く見奉るを、あはれにめでたしと思ひ聞ゆ、君もおぼしつゞくる事ありて、

あはれとはなれも見るらむ我民を思ふ心の今もかはらず、

おはしますに、つゝきたる軒のつまより、煙の立來れば、いほりにたけると打誦させ給へるも、えむなり、

よそにのみおもひぞやりしおもひきや民のかまどをかくて見んとは、

廿一日、雲清寺と云所にて、いさおもしろき花を折りて、忠顯少將そうしける、

色も香もかはらぬものゝ憂かりける都の外の花の梢は、

又小山の五郎右衛門とかやいふ武士に同し花をやるとて、少將

うき旅と思ひは果ぬ一枝の花のなさけのかゝる折には、

かくて猶おはしませば、こし方そこはかとなく霞渡りて、あはれに遠くも來にけるかなと、日數にそへて、都のいさと隔りはつるも、心細うおぼさる、(中略) 久米の皿山と云所こえさせ給ふとて、

(下略)

此記事によりて論すれば、廿一日雲清寺、久米皿山を通御ありし前に、東作の一驛に於て二三日の駐蹕あり、而も此驛站は其名を缺きたりと雖、今の院庄の地にあらざることは概推して知るべし、後の人駐蹕の遺跡を院庄と爲し、遂に附論して十七日東作院庄に到ると言ふは頗多し、彼俗說、院庄とは其名帝王の御駐蹕ありけるより起るものと爲すは、妄説の極のみ、院莊は京師權勢の院家の庄莊、若しくは國衙散在の倉院に因みて生じたる地名なり、(倉院の事は類聚三代格云「官田營料云々、又若有營田之地、共令稍遠、國司隨其便宜、量建小院、令易出納、以省民煩」また出雲風土記にも郷郷の倉院の事見ゆ、作備三州には何院某院の地名多し、倉院を以て郷里を稱したる也) 參考ふべし、續橋論に犬(イン)の庄とあるは牽強なるべし。〇作陽誌云、異本太平記曰、久米の佐良山にて、小山五郎左衛門尉秀朝、花を一枝手折て、六條少將に進らせけるを叡覽有て、

花も猶浮世も分かず咲にけり都も今や春に成らん、

又御輿に召れ、是れより高峰の雲をわけ、すそ野の霞を凌て、無さへ過ぎ兼たる山路を泣々過させ給ふにも、承久の君の遷幸の時、しをりの道を分迷ひたると遊されしげにやと思召出されて、

跡見ゆる道のしをりの櫻花この山人の情をぞしる、

古異本太平記載二首、無爲美作所作、增鏡共爲播磨之事、未知孰是矣、又兒島高德書句之木、太平記爲櫻、異本作柳、又居民有傳言、高德親畫便宜、然筆亦燦爛、不得入陣營、此日天雨、因藏簑笠、衣簑衣、佯爲斷食、竊詣于御舘、外庭有一櫻樹、花未落盡、高德度其必御覽、書以二句、今御舘跡、方八十間、其跡尚存、又其東有古櫻所在之地、貞享五年、植石標。

神戸(カンゴ)　今院莊村へ并合す名義カムベに同しかるべし。〇作陽志云、東海山安國寺跡、今在神戸村南、遺跡今被水壞、此處日安國寺領、暦應二年、足利尊氏建安國寺於諸州、美作之寺、在此地、慶長年中、本源君徙之小田中、無幾復徙于津山、後號龍雲寺、本源寺是也。

寺元(テラモト)　今古川、吉原、布原、眞加部等と合併して芳野(ヨシノ)村と云ふ、田邑の西にして、香々美川の邊なり。〇美作略史云、天正十一年、毛利氏の兵、宇喜多氏の沖構(西々條郡興宗寺村に在り)を攻む、城四面塚を繞つを以て、容易に拔けず、退きて大田和山(竹田(タケタ)村)茶臼山(寺元村)に陣し、堡壘を大田和山の東角に築き、城中を狙擊す、相距る約三町、彈丸命中せざるなし、備兵潰走す、藝兵城に入る、七月花房職之兵を率ゐて之を圍み、竟に城を復す。

(竹田)

大野郷(オホノ)　和名抄、苫西郡大野郷。〇今大野村是なり、吉原郷の北にして、竹田興宗(エンジユウ)寺等の大字あり、近時興宗寺に西々條の郡役所を置きたることあり、竹田村も之に屬せる歟。

香美郷(カガミ)　和名抄、苫西郡香美郷。〇今香々美南村、香々美北村の二と爲る、大野郷の北とす、香々美川は北村の越畑山に發し、南流七里、齋原川と合ひ、一里にして院莊に至り、津山川と爲る。

圓通(エンツウ)寺は香々美南村の北大字寺和田に在り、眞言宗の名藍にして、藩政の時寺祿百石を給せられたり、弘仁八年空海描寫の不動尊畫像以下什寶多し。

(圓通寺)

能雞郷(ノケ)　和名抄、苫西郡能雞郷。〇今詳ならず、中谷村久田村小田村などにやと云ふ、高山寺本に

は乃計さ注す。

中谷（ナカタニ）　今中谷村と云ふ、金剛頂寺と稱する古刹あり、寺政の頃寺領五十石を給せり。○中谷のコノイドノと字する地に、近年高麗の棺を發見したり。（史學雜誌）

久田（クゾ）　今久田村と云ふ、齋原川の谷にして、香々美の西、布施の東に當る、大字黒木に郵便局あり、黒木の北を泉村とす、其東嶺を泉が仙と呼ふ、山中に奇岩清泉あり。

羽出（ハデ）　泉村の西北にして、伯州々界の嶺麓に在り、此地鑛坑あり。○天和元年、羽出の蔦ヶ山の銀を採る、之を先き文祿以前、此に採銀したることあり、天和中開坑遂げずして止む、又何の頃にや、久田の上原山に銀を採りたることあり。（美作略史）

奥津（オクツ）　羽出の北とす、温泉あり、津山を距る七里許。○溫泉志云、奥津湯は鹽河泉二所より涌出す、溫一百七度、一百九度とす、浴室一棟、元祿七年の修築と云ふ、旅店四戸あれど、來浴するもの稀少とす、溪流中にも同質の溫泉あり、又字大釣に同質の溫泉あり、溫百零一度、浴槽の設なし。

齋原（サイバラ）　下齋原は奥津村に屬し、上齋原は離立す、西北人形峠より、伯州へ通する山徑あり、東北の深源は三國が仙と稱し、作因伯の界場とす、齋原川即津山川の最源とす。

發加茂、抵奥津途中、　　廣瀨　旭莊

俯臨深谷仰懸崖、寞歴白衣阿馬前、政當巖隈同壤土、稅糧磽确亦難征、全州無海易得水、四境多山欲極天、日夕恰宜休我足、竹林西去有温泉、

大庭郡　附　眞島郡

大庭郡（オホバ）（オホムバ）　眞島郡と共に一山谷に在りて、大略高田川を以て相境し、其東を大庭とす、今十村（富村は苫田郡へ入る）人口二万、眞島と相合同して、治所を勝山に置く。

和名抄、本郡於保無波と注したり、於保都波の訛ならん、國郡考に曰く、

欽明天皇十六年、遣蘇我大臣稻目宿禰、穗積磐弓臣等、使于吉備五郡、置白猪屯倉、（此五郡と云ふは不審）稱德天皇、神護景雲二年、美作國大庭郡人、外正八位下白猪臣證人等四人、賜姓大庭臣、（按に稱德天皇紀に據り之を見れば、白猪即大庭の地ならむ）姓氏錄云、大庭造、神魂命八世孫、天津麻良命之後也。平武紀、神龜五年「美作國言、部内大庭眞島二郡、所輸庸米八百六十餘斛、山川峻遠、運輸大難、人馬疲弊、望請輸錢、奏可之」と、眞島名め此に見ゆ、蓋大庭の分地とす。

布勢郷（フセ）　和名抄、大庭郡布勢郷。○今富村と稱し苫田郡の管治とす、目木川の水源にして、久田村の西なり、東鑑建久元年の條に、美作國布施郷と見ゆるも此とす。

富村の北嶺（苫田郡羽出の南に當る）を加佐美山と云ふ、三代實錄、貞觀六年、美作國加佐美神授位、今富の西谷の布施明神即加佐美神にあらずや。

布施神社（フセ）（富）（加佐美山）　美作略志云布施神社は富の西谷に在り、富村並に苫田郡久田中谷羽出齋原の諸村の總鎭たり、毎年其祭日に各村の民神輿十二を舁きて來集し、酒饌を供し各燕飮し、而して發軍事を摸擬す、俗之を神軍と稱す、天文年中、弓刀を用て相鬭ふ死する者一百餘人、之を富東谷村に合葬す、今百人塚と稱するもの即是なりと。○作陽志に、仁和寺所藏の布施社文書十五件を載す、其四件を錄く、

讓與　二箇所事

美作國布施社　安藝國無浅郡志芳莊

右件布施社并志芳莊、正預□行兼知、經多年、今齡及七旬、無有子息、而七郎者依有邪等、成父子之約如件、兩職永所讓渡也、正預一期之後、無他妨、可令領知者、所讓與如件

大治三年十二月　　　散位　平　判

宮廟下　布施社司等

可早以山氏女、爲下司職事

右以補任件職、御年貢以下雜事、隨領家下知、可致其勤之狀、所仰如件、承知不可違失、以下

元暦二年七月七日　　　公文藤前大椽中原判

別當法印判（以下略）

讓與（有御判）所領美作國布施社一處

右件者、自兵庫大夫正利之手、故伊賀法橋被讓得、令寄進高野御室、爲領所之職、數十年知行畢、法橋逝去之刻、令讓與後家、爲讓家之孫女子、自件女子之手、依爲事緣者、讓得（一字欠字）氏女知行之間、平家之時依不慮之外妨出來、故中納言法橋御房、被寄置所之職於身、身者爲下司地頭之職、雖經子々孫々、代々不可更相違之由、進契狀、及給畢

文治二年八月日　　　山氏女　判

二品法親王廳下　布施社司住人等

可早任二位御下文、停止濫妨、從領家進止、致年貢勸事

副下　二位家下文

右當社者、寄進御室以來、全無相違而、彼依地頭良村守忠等相語武士、追捕社家、追捕民戸、濫妨行社務、依不從寺役、寄院宣之趣、被召二位家下文、如此、早任狀停止濫妨、可勤寺役之狀、所仰如件、宜承知、

不可違失、以下

文治二年十一月　公文散位中原　判

院司威儀師　判　別當權律師　判

樫野

今餘野村を併せたり、宮の南とす、亦舊布勢鄕の内歟。

大庭鄕

和名抄、大庭郡大庭鄕、○今大庭村、米來村是なり、布勢鄕の南とす、續紀に「神護景雲二年、美作國大庭郡人、白猪臣證人等、賜姓大庭臣」と見え、欽明紀に十六年「遣蘇我大臣稻目宿禰穗積磐弓屋等、使于吉備五郡、置白猪屯倉」とある白猪屯倉蓋此地とす。

(白猪)

(目木)目木川は富村の加佐見山に發源し、南流大庭に至り、高田川に入る、長六里、大庭の東に篠向山あり、河内村に跨る。

河内鄕

和名抄、大庭郡河内鄕、○今河内村、河面村是なり、大庭鄕の東南にして、一谷を成し、久米郡界に接す、此地中世山城國賀茂社領なりし由、賀茂社舊記幷に作陽志に見ゆ、中河内の瑞景寺は、永□中、寶峰良秀和尚の開きたる、曹洞禪家也。

久世鄕

和名抄、大庭郡久世鄕、○今久世村是なり、大庭鄕の西、高田川の邊とす、大字目田に古墳あり、一書に是は大庭臣白猪證人の墓なるべしと云ふ。

久世

今久世と云ひ、高田の東一里、大庭郡の大邑とす、人口四千五百、享保十二年、幕府官廨を此に置き、地方を治む、文化中に至り廢す。牛馬市あり、年々時季を定めて之を開く、慶長九年に創設し、寛政年中に最盛を極め、三万四の賣買ありきと稱す、商賈易備考に見ゆ。○久世に小寺畑、大寺畑と稱する二砦址在り、天正七年、毛利の將吉川元家此二砦を陷れ、美作を略定したる事、備前軍記に見ゆ。

□橋談(寛文年中紀行)云、坪井久世なんと云驛舍を過行くほどに、谷川のいさぎよきに、岩の瀨に伏す鮎のこゝらさはしるを、狹手してすくふも興あり、向上は青壁千尋、直下は碧潭千丈、其形壁もて穿ち、刀もて削れる如し、たどり行けば、岩洞あり、三つ丼ひ南の洞最廣し、俗之を鬼の穴と曰ふ、水滴りて苔滑なり、古老傳へて云、此窟へ犬を入て口を閉たれば、此より東五六里計りを隔てたる里に出てたり、是を犬之莊と云など語り侍る、彷徨して眺むれば、山際に水流れ、無數の石、虎のごとく豹のごとく、誠に竒奇目にも見ず耳にもきかず、高田の驛に至れば硯材を産す、此邊には眞の細道をこふしろと曰ふ。

三坂山

久世村の北嶺にして、高田の東北とす、十國嶺とも稱し、之に登れば四方十州の山を望見すと云ふ、一説此山即美作の原名と曰へり。○鄕土考云、三坂山は此國のさはらに拔出てゝ、高き山なり、伯耆路湯原に行く人の越ゆる所とす、童謠に「三坂三里は四里近い」とうたふ、昔備前より美六郡を割かれし時、巡察使など國形を視て、此三坂の名により、國號をつけられしと見ゆ。○按するに三坂を古人ミマサカ又はウマサカと呼ひたる歟、ウマサカより美作にうつるは當然なれど、三坂よりは美作にうつり難し。

美和鄕

和名抄、大庭郡美和鄕、○今詳ならず、地形を以て之を推せば、社村湯本などの地ならん、社村に神祠多かる中に、美和神を祭りしものもあるにや。

社

今湯本村に併せ、神湯と改むとぞ、久世の北四里、四宮佐波良神社此に在り、延喜式の官社也。

(四宮)(佐波良神社)佐波良神社は、今四宮と云ふ、每年三度の祭に、郡中八座の神輿皆此に會し、酒饌を備へ、神樂を奏す、其儀甚盛なり。○國造志云、大系圖、垂仁天皇の皇子息石別十世孫、古麻佐雄朝廷の時、藤原靑吉を經て、其兒佐波良より淸麻呂に至るまで、美作備前兩國の國造たる由見ゆ、此佐波良神は、彼國造を祭るごとし。○日本後紀、延曆十八年、和氣淸麻呂傳に「其先出自垂仁天皇々子鐸石別命三世孫弟彥王、以功封藤野郡、今分爲美作備前兩國也、高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂、墳墓在本鄕者、拱樹成林、淸麻呂被竄之日、爲人所伐、□、歸來上表陳狀、詔以佐波良等四人、并淸麻呂、爲美作備前兩國々造。」

按するに、延喜式、大庭郡形部神社豐榮神社二座、横見神社、久刀神社、宇上神社、(三代實錄、貞觀六年、形賣神、豐榮原神、横見神、久止神、鬼上神とあり)は今皆社村の四宮に在りと云ふ、(神祇志料)後世此に集めしものにして、其舊地を失へるにや、疑ふべし。

湯本

今社村と併せ、神湯と改む、鑛泉あり、鹽類性、溫熱百□七度より百二十二度の間を昇降し、時々變易す、高田川の東岸に涌出し、浴室一所、四槽を設け、旅店數戸あり、之を湯原温泉とす、其南に都喜足温泉あり、(相去る一里半)同質常温百度とす、浴所の設備完からず、都喜足の西岸に仲間温泉あり、眞賀湯と稱す、別項に見ゆ。(鑛泉志)○美作略史錄云、湯本に出湯あり、津山より拾里半、此温泉は昔湯本の城主牧野氏築立、諸病に功ある名湯にて、諸國の人々集り入湯する所也、又此所より一里半下に橋の湯あり、又橋湯より一里半計川下に眞賀の湯あり、皆諸病に功あり。

美作略史云、天正七年、毛利氏の兵本州に入る、杉原播磨(播磨守盛重藤□村?山城に據る)兵五千人を率ゐ、大谷山(同郡田湯原村)に陣し、其三千を以て高田川を渡り、湯山城に逼る、時に浮田氏の將牧右馬助同源之丞城にあり、勝敗久しく決せず、是時にあたり、藝備の將士國中に跨據し、互に攻守すと雖、皆其顛末を詳にせず。

長田

今餘野村と改む、湯本の北にして、其下長田は山驛とす、伯州久米郡倉吉に通す、其山路は大山の東な

る山脈を横絶するものにして、頗嶮險とす。延喜式大庭郡、長田神社」又三代實錄「貞觀六年、美作國長田神」とあるは、此地に鎭坐せるならん

徳山（トクヤマ）今德田湯船等と合し、德田村と云ふ、長田の西にして、高田川の水源とす、其西嶺は伯州日野郡の分界を成す、德山の西岸を釜部（カナベ）村とす、眞島郡の境とす。

田原郷（タハラ）和名抄、大庭郡田原郷。○今詳ならず、長田[illegible]田なと郷名を缺けは、やがて之に擬すべき歟、然れども河内郷の南なる河陽村にも田原の大字あり、不審し。

眞島郡（マシマ）大庭郡と共に一山谷に在りて、高田川の溪流を以て相界し、大庭は西方眞島は東とす、今二町十九村、人口三万五千、大庭と相合同し、治所を勝山とす。

和名抄、本郡爲志萬と注す眞島郷あり、名義不詳、元大庭の分地なるべし。

高田川（タカタ）徳山村の西嶺に發し、東流長田に至り南に折れ、高田に至り神代川を容れ、東流久世に至り、目木川を容れ東南流、旭部川弓削川を容れ、備前の國境に入る、末は西大川と稱し、岡山市街の東を過ぎ、兒島灣に入る。

此川は西美作の幹流にして、水源より福渡（フクワタリ）の弓削川合流に至るまで、凡二十四里、大庭と眞島、并に久米と津高等諸郡界、多く水流の左右を以て相分つ。慶長三年、長田草山の間、所々の岩石を鑿却し、水路を疏して航舟を通せしむ、其功成らずして止む。

藤森（フヂモリ）茅部の南なる山村なり、今小童谷（ヒヂヤ）、粟谷等と合せ、二川（フタカハ）村と云ふ、その小童谷に元祿年中の銅坑ありて、比宗銅井山と稱す、又小童を比知とよむこと、其所以を知らず。（銅坑の事は勝山に參考すへし）

（小童谷）旗野氏云、小童をヒヂと訓むこと、備後國にも其例あり、古言には小少をチヒビと讀める證（雄略紀の小子部、連馬養の小谷人等）を見るも、小童にヒヂとあるは不審ならずや、因りて思ふ、是はシヅ(賤)の訛にて、古語に使童をシヅノワラハ、丁童をシヅコなどと假借したる事あれば、小童は本來シヅなるをヒヂに轉したる歟。

仲間（ナカマ）今大津（イナツ）、本莊等と合せ、八幡（ヤハタ）村と云ふ、二川の南にして湯本の西とす。

（眞賀）眞賀（マガ）湯は仲間に在り、炭酸泉、温百零四度、高田川に臨める懸崖の下に涌出す、人家十餘戸、浴室客舍の設あり、(高田の北三里)相傳ふ、元弘の亂に、雲州守護武家方佐々木清高の部下、岩佐秀貞三瀬資成伯州に戰ひ、敗れて創を負ひ、此温泉に浴し癒ゆるを得たり、二人因りて居を此地を占め、子孫に及ぶ云々。

（本莊）仲間の北に不津（イナツ）本莊の二泉あり、共に鹽類性、温九十度許とす、浴室の設備はらず。本莊は康正二年造内引付に「一貫六百文、本莊能登殿、作州本莊段錢」とある地と云ふ。

神庭（カバ）今星山、菅谷、柴原等と合同して一宮（イチノミヤ）村と云ふ、仲間の南、高田の西北とす、神庭瀧と稱する飛泉あり、菅谷の大杉牧場は千町の面積を有し、西作第一の放牛地といへり。

土佐眞江寺文書、文和二年三浦下野守より美作國高田庄甘渋（カンバ）村の替として、土左國吾川庄内上谷川村を寄進せる由見ゆ、（南路志）甘渋は神庭に同じ。

美甘郷（ミカモ）和名抄、眞島郡美甘郷。○今美甘村及び新莊村なるへし、神庭の西にして、神代川の上游とす。三代實錄「貞觀十七年、美作國美甘神授位」の事見ゆ、其社は今美甘村に存す。（高山寺本美甘注三賀毛）

美甘（ミカモ）雲州伯州の通路に係り、山驛とす、高田を去る三里、一里半にして新庄村に至り、更に一里半にして四十曲峠に至る、伯作國二國の界とす。

新莊（シンジヤウ）今新莊村と云ふ。○美作略史云、享保十一年、國主松平浅五郎、未た封土に就かずして卒す、年僅に十一、嗣なし、幕府其族長熈に命して嗣かしめ、封土の半を削る、領民驚愕、物情騷然たり、減封の事を聞き、謂らく、大庭、眞島二郡は、業已に幕府に隷す、往に納むる處の貢租は、頗る額に過ぐ、今坐視して促さずんは、則ち藩吏の有となちんと、是に於て二郡の民、久世村に會聚し、庇護を請ひ、貢餉を乞い、豪富を恐喝し、金穀物品を鹵掠す、明年正月、藩兵を發し、新庄驛に至る、兇徒五六百人、鐵砲を携へ、黒田村に屯在す、又土居村(同郡)に會す、藩兵其魁五人を野外に斬殺し、夜半雪を冒し土居村を襲ひ、數十人を捕へ、其二十五人を斬り、二所に梟示す、魁首徳次半六等亦刑に就き、二十五日八人を湯本に斬り、閏正月二日七人を久世に斬り、三月十二日六人を二宮(西々條)に斬り、事平く。○美作名所栞云、三日月の中山は新庄村なり、後鳥羽院御道記に「美作國と伯耆の堺なる中山と云所を越させ給に、向の峰に細道あり、何方へ通ふぞと御尋ありければ、都へ通ふ古道にて候と申上けるに、

都人誰踏初めて通ひけむ昔の道のなつかしき哉」

増鏡に「三日月の中山（ナカヤマ）にて、昔後鳥羽院の仰せられけむ事、おほしいつるさへうかりける例なり、

傳聞く昔語りぞうかりける昔ふりぬる三日月の森」

など見ゆ。（中山は今の四十曲（シヅマガリ）ならん）

（中山）

月田郷（ツキタ）和名抄、眞島郡月田郷。○今月田村存す、井原郷と相接し、美甘郷の南とす、西は備中阿賀郡と小山脈を以て相界す。康正二年造内引付に「佐野下野入道佐野孫次郎、美作國月田郷段錢」見ゆ、作陽志に月田の佐野屋敷と云は即其墟なと云

井原郷（キハラ）　和名抄、眞島郡井原郷。○今井原村存す、月田郷と一山谷を共にす、富山村も本郷の域とす。

高田郷（タカタ）　和名抄、眞島郡高田郷。○今勝山村、川西村なるべし、高田川の西岸に跨る、東鑑建久元年の條に、美作國西高田郷と云ふは、川西村ならん、其大字に本郷の名遺る。

神代川（カクシロ）　神代は今川西村の大字なり、此川新莊の四十曲峠に發し、東南流し、八里餘にして月田井原の諸溪を併せ、高田川に入る。

勝山（カツヤマ）　或は高田と云ふ、眞島郡の名邑にして人口二千三百、今勝山村と云ふ、久世の西に近く、河水の東岸に位置す、近世三浦氏の城下町なりしを以て、小繁華を見る。

(高田)

三代實錄、元慶元年、美作國銅を進む、初め從七位上伴吉備麻呂加夫良和利山(眞島郡)比智奈井山(大庭郡)の銅を採る之を獻す、勅して内匠大允正六位上布施安麻呂を遣し之を採らしむ、安麻乃ち國宰と地を檢して穿掘し、銅若干を得て之を上る、作陽誌美作鑛藏に曰く、比智奈井山は小童谷村の内に在り、今眞島郡に屬す、加夫良和利山は高田村にあり、鑛洞尙は存す。(美作略史)正應三年、僧元光高田村に生る、元光寂室と稱し、近江國永源寺の祖なり。(永源寂室語錄作陽志)

(加夫良和利山)

勝山の里より出て、行道はつらなる山の親傍なり、谷川にいさ大なる岩ども、あまたあり、神代の御文に見えたる、ゆつ岩村もかうこそとおもひて、
岩むらの世にあるものと見えぬかなこの水上やあめの安河、(出雲路日記)

勝山城址（カツヤマ）　又高田城とも云へり、應仁武鑑に「山名兵部少輔政清、居城、大庭郡高田」とあるは、誤り所ある歟、寶歸錄に此城は昔三浦大助の創建と云ふは、三浦氏鎭の武士の此に居れるを、大助義明に假托せるのみ、集古文書に、建武三年卯月、尊氏が美作國三浦介へあてたる敎書あり、則此地の舊主とす。陰德太平記云、雲州より尼子國久同式部大輔衛門太夫父子三人、天文十三年十一月、美作國へ打越、浦上宗景が軍士を入置たりし、高田、篠葺、伊王山三箇所の城を攻落し、五百餘人切捨らる、赤松下野守は浦上が尼子と一戰せば、其隙に乘て天神山を可乘取と、軍士を集めて、待居られける所に、浦上如何思ひけん、高田の後詰をもせず、家城にのみありければ、作州の士齋藤、牧、三浦、福田、小瀨、今村、竹内、江原、草苅、市、置田、玉串の者とも皆尼子へ屬しける。

美作略史云、天文十三年、尼子晴久其將尼子國久及び宇山久信に命じ、兵五千を率ゐて、本州を抄略せしむ、久信乃ち高田城(城主三浦下野守貞久、貞連孫)を攻め、數年下す能はず、天文十七年、城主三浦貞久病んで死す、久信其喪に乘じて來り攻む、衆心一ならず、城遂に陷る、二十二年、尼子晴久備後に入り、毛利元就(安藝國主)と相持す、本州の將士多く之に從ふ、赤松晴政浦上宗景、此時に乘じて本州を回復せんと欲し、陰に州人を煽動す、晴久之を聞き、士卒二萬八千を將ゐ來る、宗景兵一萬五千を以て、高田村に迎へ戰ひ、利あらずして退く、晴久の威大に震ふ、齋藤江見後藤等皆風を望て降る、晴久播磨に進入し、敵城を拔て凱旋す、永祿二年、三浦遺臣謀復を圖り、乘て守將宇山久信を走らせ、貞勝(貞久の子)を立て城主となす、八年、三村紀伊守家親(備中成羽城主)尼子の兵勢の衰ふるを知り、本州に入り高田城を攻む、貞勝力屈して自殺す、城陷る、已にして[illegible]殺す、三浦[illegible]を擁立して恢復を圖り、尼子[illegible]久山中幸盛を招き[illegible](出雲[illegible])に[illegible]は宗景に作る)三浦[illegible]を拔り、高田を取る、元[illegible]元年、貞[illegible]を山中幸盛に乞ふ、幸盛千餘人を率ゐ來り春繼と攻む、春繼走り貞廣其城に入る、天正三年、毛利氏の兵來攻、貞廣出て降る、三浦氏、其先下野守平貞宗此に城きしより、貞廣に至り十二世、家聲遂に墜つ。(作陽志三浦家記當山紀談)

明和元年、三浦志摩守明次、高田二万三千石に封せらる、仍て新に城寨を勝山に修築し、之に居る、九世相續、明治の初めに至る。

眞島郷（マシマ）　和名抄、眞島郡眞島郷。○今詳ならず、若しくは川南村（カハナミ）天津村などにや、高田の東南、大庭郷の西岸とす。

草加部（クサカベ）　今惣村、神村、富尾等と併せ川南（カハナミ）と改む、草加部に堀原屋敷といふ故跡あり、元曆元年、堀原平三景時本州に守護たり、其時此に居りしにやと云ふ說あり。(作陽志美作略史)

神林寺（シンリン）　草加部の南、神村山に在り、東鑑に「元久二年、美作國神林寺内、奉爲故幕下將軍家追福、欲建三重搭婆」と見ゆる古刹とす。

天津（アマツ）　今村名と爲る、草加部の南、大字高屋に天津大明神あり、之に因れる也。

垂水郷（タルミ）　和名抄、眞島郡垂水郷。○今落合町、舊田河村是なり、落合は舊名垂水と云へり、旦部川（アザベ）(備中川と云ふ)此にて高田川に落合ふ。○安永七年、西河内村(今舊田河村へ入る)の民、堤池を開鑿して古墳の墟丘を成すものを發き、陶器金銀器及び劍を出す、其劍長三尺七寸幅六寸餘、藩主三浦氏之を奇とし、碑を立つ。

落合（オチアヒ）　今落合町と云ふ、山際なり、人口二千四百、久世の南一里半、西吉部(備中)に至る三里半、東南福渡に至る六里。(美作略史)

下方（シモカタ）　今下方村と云ふ、落合の西なり、木山（キヤマ）に祇園天王の

(木山神社)

貫目あり、貫目銀五十石位」(作陽誌云、木山祇園祠、每年夏月巽日、氏子等多拜詣、[illegible]又神輿[illegible]之日、南三郷各[illegible]馬、近[illegible]原[illegible]備前[illegible]、[illegible]其員七十五、作者不可[illegible]記焉、社僧[illegible]、[illegible]木山寺、有[illegible]一軸、

美作國南[illegible]田昌管事

合當所者、號木山方、日[illegible]紙、有之

有於[illegible]地、上分[illegible]用、先地[illegible]寺[illegible]依合勘落、[illegible]及大[illegible]々、有不可[illegible]、所[illegible]以[illegible]之[illegible]、過[illegible]人等、所[illegible]下地於當社也、早[illegible]當[illegible]以下、令存知、云修理、云祭禮、殿密致興行沙汰、可抽[illegible]之状、如件

應永十八年四月十二日　沙彌

鹿田郷

和名抄、眞島郡鹿田郷。○今鹿田村存す、(カツタと唱ふ)高山寺本にも濶多と註す、垂水郷の西とす、下方村も此域内なりし歟。○難波行豐軍忠状、文明五年、小串大和守、備前國國富寺之間、行豐與兒掃部介致計略小[illegible]一族被官、爲山名修理大夫調談、美作國打越云々、掃部介同名等於路次挑合、宗徒之者十餘輩討捕之、依其利、國中御被官、同心、若[illegible]小[illegible]館、退散之刻、鹿田當一族等、此方御[illegible]令合力訖、然鹿田當依軍功、嘗居之由申候、守護職[illegible]之間、與兒掃部介、沼田越中入道令合戰、國次第一々注進之條、以其状誦上云作守依申披細川京兆、被退侵等[illegible]。

栗原郷

和名抄、眞島郡栗原郷。○今美原(ミハラ)村并に關川(セキガハ)村なるへし、鹿田の西にして、美原に栗原てふ大字遺る、西は備中阿賀郡北部村に連接し、旭部川貫流す。

大井郷

和名抄、眞島郡大井郷。○今詳ならず。

健部郷

和名抄、眞島郡健部郷。○今詳ならず、一書に、玉葉に治承三年美作國建部庄見ゆと曰へり。

久米郡

久米郡

本州の南偏にして、苫田の南とす、今二十四村、人口四万五千、治所を弓削村に置く。

久米南條郡

久米は中世分割して、南北二條に分ち、遂に久米南條郡、久米北條郡と曰へり、其始稱時代詳ならず、正保圖已に二郡としたり。

久米北條郡

大略西北を北條とし、東南を南條とす、垪和、倭文、大井等を北條郡とし、弓削、佐良等を南條郡としたり、今鐵道線岡山より津山に向ふもの、本郡を貫通す。

賀美郷

和名抄、久米郡賀美郷。○今詳ならず、垪和鶴田等の地歟、一說加茂の誤にして、弓削郷の北なる稲岡なども日へり、然れども賀美とは上弓削郷の謂なるべければ、誤と云ふへからず、且垪和の數村に郷名を缺くより見れば、古へは此を上弓削と稱したるやに想はる。(高山寺本賀茂に作る)

垪和

今垪和村、大垪和村、西川(ニシカハ)村、鶴田村の四と爲る、本郡の西南隅にして、大庭郡界、及び高田川に隣接す、垪和をハグリと訓む、名義を知らず。土俗今ハガと唱ふ、西川は西にして、垪和中央に在り、鶴田は南に在り、大垪和は鶴田の北とす、大垪和に兩山(フタカミ)寺と稱する天台教の古刹あり、今兩嶺わつかに佛字を存す。

(西川)

吉野氏云垪和の名は不審漢字に垪字なし、蓋はくは垪の誤東寺は漢音ハウなればハンガと假りハガに轉ずるを得ん、又ハガワの名義は[illegible]にやあらん、(ハガツ)[illegible]とす、當郡に弓削郷ありて相比すへし。

鶴田

垪和の南なる稲田南村を、近世鶴田(ツルタ)と改稱す、高田川に臨む村落なり、慶應二年の頃、石州濱田城主松平右近將監武聰、毛利氏の兵の侵す所となり、居城を失ふ、幕府武聰を本郡に寓居せしめ、仍て倭文村に營舍を建てしが、幾もなく王政維新、即鶴田藩と稱し、已にして又廢す、倭文は垪和の北とす。

和田南村に貴塚あり、作陽志之を記載し「白雲皇帝陵、在和田南村王嶽、傳有草堂、安置者大士、但氏相傳、昔有王者、號白雲皇帝、時因海大亂、[illegible]入垪和山、百官有司、相逐而來、住爲匹夫兒、此地常山萬谷、廻非人世、王深隱不出、遂無知者、因名王嶽、去所居數十歩、後築大垪和山南嶺、名其地曰神原敷、邑人尊崇、稱寸王藏」云ふ、而して遂に其何人たるを知らず。

(和田)

倭文郷

和名抄、久米郡倭文郷。○今倭文西村、倭文東村・倭文東村の三と爲る、垪和の北にして、丘陵起伏、原野紛錯す、其谷澗は多く西南して、西川村に入り、高田川に歸す。桑村・公文・油木・山手等の大字あり、山城國賀茂社記に「寛治四年、以美作國倭文河内倭文庄、爲賀茂御祖別雷兩社之御厨」とあり。(美作略史郷名同異考)

桑村

今倭文東村と云ふ、慈恩寺と云ふ古刹あり、藩政の頃五十石の田祿ありて、本州名藍の一とす、桑村は明治維新の始め、鶴田藩主の新館を營まんとして、中止したる地とす。

大井郷

和名抄、久米郡大井郷。○今大井西村・大井東村・大倭(ヤマト)村是なり、倭文郷の北、久米川の谷を占む、即苫田郡と大庭郡の間に介在す。

坪井

今大井西村と云ふ、小[illegible]市なり、津山の西三里半、

久世の東三里。

岩屋城址　今大井東村、大字中北に在り。嘉吉元年、赤松氏族誅せられ、山名教清赤松氏に代り本州の守護と爲るや、教清岩屋山に築き、之に居る、二十餘年の後、赤松政則再山名に代り本州を賜ふ、永正十七年、赤松の執事浦上村宗叛きて備前三石城に據る、岩屋城將中村大和守則久村宗に應ず、小寺加賀守藤職來攻、岩屋を圍む、村宗郎松田元藤と兵を率ゐ倭文口より進み、十月三日岩屋の東南茶臼山に陣す、村宗の將宇喜田能家小寺の營を襲ひ大捷す、〔作陽志美作畧史〕天正中の祝山城と云ふも此歟、備前軍記に見ゆ。

赤松記云、永正十七年、美作の住人中村五郎左衛門、浦上一味の者にて、美作の岩屋と申城に立籠候、赤松より御成敗の爲に、小寺加賀守則元承り、討手として同四月廿日各彼城へ上り詰候。

久米郷　和名抄、久米郡久米鄕。○今久米村存す、大井郷の東にして、苫田郡院莊に隣接す。

錦織郷　和名抄、久米郡錦織鄕。○今三保村打穴村是なり、三保に錦織てふ大字殘れり、坪井鄕の南とす、打穴と云ふは倒なる名也、桃花蘂葉記に打穴庄の名見ゆ。

(打穴)　美作畧史云「貞觀七年、久米郡人秦豐永、天性孝行、幼稚之年、致養二親、父母亡後、常守墳墓、叙位三階、復課役」とあるは、錦織鄕の孝子なり、三代實錄に見ゆ、夫れ秦氏は其祖融通王衆を率ゐ歸化す、仁德天皇之を諸國に居き、蠶を養ひ絹を織らしめ、以て朝貢に備ふ、豐永の先基、此地に來り、遂に錦織鄕を稱ふ、今邑中錦織神社、及び絹織屋敷なる者あり、皆其遺跡なり。

佐良山　今村名と爲す、中島、高尾、平福等の大字あり、錦織久米二鄕の東に接し、津山市街の西南に連なる。○續古今集云、佐良山は名高き所にて、中島村の上の山なるを、所の者は久米の古城山をさら山なりといふは、誤りなりとぞ。

(中島)　みまさかや久米のさらやまさらさらに我名はたてじ萬代までに、〔古今集弘仁二年の風俗歌〕

美作略史云、信眞宿姓は和氣氏、其先佐波良、本州及び備前の國造たり、世々佐良莊(久米南條郡)を食む、天長三年、眞綱亡妹の爲めに之を山城神護寺に施入す、〔作陽志性靈集〕元中九年、赤松兵部大輔義則、山名に代り本州の守護と爲る、嵯峨山に築き、族孫三郎教政を置く、嵯峨山今皿山と云ふ、中島村に在り、或之を以て和歌所謂の古歌と爲すも、一說瓜村の笹山を以て之に擬せり、並古歌の言ふ所は稱のみ、後人之を知らず〔郡鄕考云、皿山、云神南備山と云ふもの是也〕彼に擬し是にひきあてたり。

(皿山)　久米の皿山と云所をこえさせ給ふとて

ききおきし久米のさらやま越行かむ道とはかねて思ひやはせし、〔増鏡〕

又御輿に召され、是より高峰の雲をわけ、裾野の霜を凌きて、儀さへ過ごかねたる、山路をなくなく過ぎさせ給ふにも、承久の君の遷幸の時、しをりの道を分迷ひぬると遊ばされけむと思召されて、

跡見ゆる道の栞の櫻花この山人の情をそ知る、〔増鏡〕

一說に元弘の當時は津山は通路にあらず、勝南郡河邊庄瓜生原より、皿川を渡りて稗村に出て、茲にて佐良山を望ませられ、夫より佐良中島の南村を經て、院庄へ着御あそばされしとぞ、うけたまはる。〔美作名所栞〕

按に皿山は佐良山の訛歟、和氣清麿の祖先に佐波良と云ふ人あるは、此地名を負へる者のごとし、後佐良郷とて山名と爲り、其山につきて笹山、城山、神南備山の稱を出す。佐波良、本河内國の讃良郡と同源の者なるべし、姓氏錄、河内國佐良連、出自百濟國人久米都彼也。

長岡郷　和名抄、久米郡長岡鄕。○今佐良山村、福岡村、豐岡村等なるべし、郡鄕考に津山の南に長岡神社あり、其わたりを長岡鄕とすと曰へり。

荒神山　佐良山村の東に隆起し、津山町の南嶺たり、津山川其北東を回流す、山頭に城址あり、元龜中、宇喜多氏の將花房職秀の居れる所とぞ。

荒神山の麓なる諸村、今合併して福岡と云ふ、大字金屋あり、美作略史に金山の鑄工を百濟氏と云ひ、其對岸瓜生原の鑄工を谷口氏と云ふ、其制作天授以後の銘ある梵鐘、往々存す、寛永二年、是等の鑄工を城下に移し、吹屋町と云ふ。

原田　今越尾と合併し豐岡村と云ふ、佐良山の南、稻岡の北とす、原田氏越尾氏の事、作陽志美作略史に見ゆ。

稻岡　今北村、南村の二と爲る、弓削驛の北とす、元亨釋書に「釋源空、姓漆氏、作州稻岡人也」と見え、上人の遺跡誕生寺あり。

誕生寺　今稻岡南村大字井庄、里方に屬す、栃社山と號す、圓光大師源空の故里なり、此寺は源空、其考妣の爲めに創建したるを、後人號を立てゝ誕生寺と曰ふならん、寺說、安元元年上人開基、自刻の壽像を安置すと。○天正六年、五月日蓮宗の信徒誕生寺に寇す、是より先き、備前松田氏(金川城主)日蓮宗を崇信す、浦上宗景の家臣亦之を崇信し、妙福寺を福渡町(久米南條郡)に創建し、僧日典等をして他宗を强誘せしむ、浮田直家亦益々之を信じ、遂に領内に命して悉く改宗せしめ、拒む者は之を逐ふ、僧侶に寺を棄て、逃る者多し、獨り誕生寺僧徒屈せず、是日日蓮宗徒二百人亂入し、堂宇を破壞して去る、宇喜多氏亡後、深譽は安藝嚴島の僧還譽と謀り、京師知恩院に請ひ、堂宇を修營す。〔作陽志美作略史〕

弓削郷　和名抄、久米郡弓削郷。（今弓削村存す、稲岡、神目、福渡の諸村も、此郷の域内なりしならん。

此郷は東鑑、嘉永三年、池大納言家領の中に弓削庄と見えたり、赤松守護の頃は、其一族上野介家の傳領地とす。赤松家風條々に「弓削城主、赤松政村殿より、當家之筋目、作州弓削庄御領主、赤松左衛門佐則實殿へ御譲」云々、其系圖には則祐の末子兵庫助満則、其子上野介持祐、其子祐利、其子則實政利とつゝけたり、又御一家衆上野介殿と注せるは、此家也、家風條々の一書は、政利の撰述かと想はる、又文明十四年、祐利より金峯寺定へ弓削庄内河口村松村瀬内村を割與の證文を錄したり。弓削川は天王嶽に發源し、南流、福渡に於て高田川に入る。

佛教寺（ブツケウジ）　今宮川村に屬す、本尊藥師如來、鎭守を龍王と云ふ、三重の寶塔あり、此寺の事東鑑及ひ西國太平記に見ゆと云ふ。（美作略史美作古跡錄）

（籾）三村家親墓、今在下籾村、家親者本防州大内家將也、大内家亡後、屬毛利家、在備中國川上郡成羽城、元龜初、爲毛利先鋒、入作州、陣于佛興山興善寺、宇喜多直家遣遠藤河内守、（初名又三郎元河州人）竊殺之、詳植木記、（植木記世代西國太平記者是也）爲死于佛教寺者謬、備中記、爲興善寺之事、此說是也。（作陽志）〇上籾下籾等、今籾山村と改む。

神目（カウメ）　今上神目、中神目等は神目村と改稱し、下神目は福渡へ併せらる。作陽志云、弓削庄、志呂神社、在下神目村、弓削圖境祭、爲生土神、古帳有正安四年、志呂宮御祭頭文次第一卷、文安三年、志呂宮段米納分（神目村、立野村、河口村、深渡村、籾村）一卷。

福渡（フクワタリ）　今福渡村と云ふ、本郡の南端にして、高田川に臨み、鐵道東郡とす、備前の赤坂津高兩郡界に接す、（津山へ十三哩）又高田川にそひ、落合高田等に向ふ通路あり。〇福渡の眞言道場興樂寺は、此方の名藍なり、寺藏の古券に深渡（フカワタシ）に作る。

宿福渡村族人家　　　　生田　精

山村春傷破、殘雪在梅枝、寺近傳鐘早、峰高吐月遲、深壑飛瀑處、雲氣入窓時、情話無端緒、十年生別離、

大戸（ダイト）　今吉岡村と改む、弓削の東にして、津山川の西なる山村とす、南は赤磐郡周匝驛に至る。此山中に天台宗岩間山本山寺と云ふ伽藍あり、鑑眞和上の開基とも、又天永年中古道人と云ふ仙の興す所とも設けり、大戸山は荒神山と相接續し、津山川と共に南方に延く。

備中國

備中國（ビツチウ）　東は備前美作、北は伯耆、西は備後、南は海とす、河部川（カハベ）（備中大川とも云ふ）北境に發し、備後の東城（トウジヤウ）川を容れ、水島灘に入る。地形北は山谷險深にして、南は田野稍廣し、面積凡百五十方里、十一郡に分ち、岡山縣治に屬す。

備中は和名抄に吉備乃美知乃奈加と注し、又古書に吉備乃中國ともあり、仁德紀并に國造本紀神遣方等に見ゆ、其北境、縣（アガタ）の山中に鐵を産す、謂ゆる吉備の中山の眞金是也。〇備中は上古下道國、加夜國、賀國等に分れたり、天武帝の時、備中國を建てられ、延喜式九郡とす、後世上房川上を分置し、十一郡と爲る。

地志提要云、備中國、元弘中、高橋英光、守護となり、松山城に居る、足利尊氏反して山陽を徇へ、高師秀（師泰の子）を以て守護となす、正平中、山名時氏吉野に歸順するや、州の豪族秋庭重明之に應し、共に師秀を逐ひ、重明守護代となり、松山に據る、天授中、足利義満、細川頼之をして守護を兼ねしむ、應永中、其の[illegible]満之[illegible]を襲き、満重の孫井の山に治す、（上房郡）二子[illegible]勝久に至り、文明[illegible]の際、細川秋庭二氏皆[illegible]へ、莊元資は猿掛（小田郡）に據り、三村宗親は成羽に在り、各統屬する所なし、永正六年、上野頼久、秋庭氏に代て守護代となり、松山に居る、十二年、將軍義植、細川政春を以て守護に補し、鴨方（淺口郡）に治す、既にして大内尼子二氏各入侵して、尼子氏遂に西北諸郡に據る、天文二年、莊爲資上野氏を滅し、從て松山に居り、小田下道上房三郡を併す、二十二年、三村家親（宗親の子）毛利元就に附し、穗田爲資（猿掛城主）を攻て之を降し、川上小田二郡を取る、永祿三年、家親毛利氏の援を乞ひ、莊爲資（爲資の子）を殺して松山に據り、勢漸く強大なり、九年、美作に入り、宇喜多直家の刺客に殺され、子元親嗣く、元龜元年、直家來り侵し、鴨方を攻め細川通政を殺し、元親を松山に囲む、毛利氏兵を遣て之を救ひ、直家を擊て之を却く、天正二年、織田信長西伐を圖り、元親を誘降す、明年、毛利氏の兵松山を陷れ、元親を殺し、細川通董を降し、盡く全州を併す。

圖書編、日本國序に「備中出鐵、其縣、爲山子加、爲吉奴乎賴、爲那什歴、南爲東島、東海三十里」と、吉奴乎賴一に弦琴弧辨に作る、諸地名今不詳。

都宇郡

都宇郡（ツウ）　本州の東南なる小郡にして、兒島海灣の西北岸とす、足守川（一名大井川）賀陽郡より來り、

郡内を貫流す、今十三村（その中西與除、東與除は兒島郡の所管とす）方四方里半、人口三万、窪屋郡の兼管とす。

都宇は和名抄津と注し、津坂と呼へる驛名より起るごとし、郡號以前の事詳ならず、蓋賀陽國の域内より分地したるものとす。

妹尾

今妹尾町大福村と云ふ、都宇郡の東偏にして、往瀨川の西足守川の東とす、古へは兒島海中の一洲なりしならん、今も北に一渠ありて、賀陽郡庭瀨と相限り、洲狀を成す、南は即兒島灣瀕にして、新墾地あり。（備前津高郡、白石比美登考すへし）莞莚の產地なり。

妹尾は平家物語に瀨尾に作る、長門本には「備中國瀨尾湊ユクヰ」と云所より船を出すことを載す。一說妹にセの訓なし、姝の誤ならんとも曰へり、（庭妹郷を參考すへし）古人女子の稱呼、其兄弟及び夫を指し皆セと曰ふ、弟妹にもセと曰へるにや、男弟をセと呼ふ例はあれど、女妹にはセの例なし、妹は姝の誤にして、古來沿襲して改めざる者歟。○備前國志云、妹尾太郎兼康の祖父太夫兼門は、平治元年の亂に源義朝に與し、朝敵たるによりて、薩摩守忠度預り給ふ、兼康生長の後軍功ありて、平相國の下知に隨ふ、既にして備前備中備後の三ヶ國の管領となる、壽永二年木曾追討の時に、侍大將五人の内、兼康其一人たり、然るに戰負け、一旦捕はれしも、後謀計を以て本國に下り、兵を起し防戰して死す、妹尾村に今其廟を建て、兼康を祭る。○東鑑、文治元年、以備中妹尾郷、被仰付崇德院法華堂。○柳北紀行云、妹尾を立出つ、新開の地廣し、もとは海にてありしを、淳瀨沙原となり、遂に田畝となりけるよし、二間川より曳き船にて下りぬ、二里はかり行て、植松といふ所に着きぬ、このほとり芦荻の花雪の如く、衣袂に點す、木綿花も處々に堆かく、風景頗るよし、一壁寒村處々同、黃雲刈盡水田空、木綿花吐荻芦舞、兩日人行風雪中、植松の渡し（藤戸の下流なり）を過る、是より兒島なり。

早島

（茶屋）（箕島）

今早島町と云ふ、妹尾の西一里、箕島、茶屋（茶屋は巷市を成し今茶屋町と云ふ）等の諸村と連接し、沖積堆解の平壤也、早島の東南なる東與除西與除の二村は、殊に近代の開墾とす、（此二村今兒島郡に屬す）早島の南は天城に至る一里、天城は古の藤戸の江也。日本紀略に備中國撫河郷箕島村の名見ゆ、又醍醐四年續津視秀選狀（群書類從本）に「備中國早島莊住買松王丸」とあり、早島即早島に同し。此地近時專に莞莚を織出す。

中莊

（鳥羽）

今中莊村と云ふ、早島の北、撫川驛の西にして、窪屋郡刀自庄に接す、或は別府莊とも曰へる地なり、大字鳥羽あり、鳥羽は正倉院文書、天平二年大稅負死亡帳に、都宇郡撫川郷鳥羽里とある地なり。又大嘗會歌集、

仲夏、鳥羽島、有牧馬、傍有刈草人、

牧の鳥羽の島の夏草はなつけて後のみまくさに刈れ、（永承元年主基方備中）

撫河郷

（撫川）（日畑）

和名抄、都宇郡撫河郷、訓奈都加波。○今撫川、妹尾、山田、箕島、早島、中莊の諸村を總へしならん、撫川驛は足守川の畔にして、庭瀨驛と相接す。○郡郷考云、今の撫川は新田地にして、古の撫河は日畑のあたりを曰へり、元亨釋書に、吉備津宮の祠官藤井久任、寛治四年髮を剃り、後撫河郷柴津崗に於て、火定に入りし事見ゆ、柴津崗も日畑の邊なるへし、今の撫川には岡阜などなし。○日畑は撫川驛の北とす、天正十年夏、高松攻城の比、日畑は毛利方の營柵なりしが、京勢に降附したり。

近世撫川陣屋五千石は、戶川氏の食邑たり、延寶二年、庭瀨城主戶川達政助安分封、更に一族大千代達明に此地五千石を附與し、其祀を存せる也

深井郷

和名抄、都宇郡深井郷、訓布加井。○今庄村是なり、撫河郷の西北とす、正倉院文書「天平二年、都宇郡深井郷岡田里」と載するも此也。

郡郷考云、備前一宮の社家三老に、深井氏あり、此郷より出たる家とぞ、名義は二子村の高島居山の山本に、涌出る眞淸水あり、それを深井と云ふ、大嘗會和歌集に「後一條院、長和五年十一月、主基、備中國風俗參入音聲、深井里、都宇郡、善滋爲政、

天か下君に仕ふる諸人は深井の里の深き心に、」

（松島）（二子）

松島（今庄村の大字なり）に五社八幡宮あり、寶永中築垣造營の時、古松の下に石棺を發見す、巾二尺長六尺高二尺、其中に五尺餘の太刀一本鐵鏃二枚を藏めたり、又松島の北に二子山と名つくる岡あり。

松島路上所見　　茶山

田瀆浮舟大似萍、女兒携得幾醃鯖、尾鬣稀稱首銀鮒、自在東西南北行、

廂山

又日指山に作る、今庄村の西なる大字矢部山地に分屬し、西は百射山に連る、天正十年夏、毛利氏の將小早川隆景の陣營したる所とす、高松の南一里。

のどかなる春の日さしの山高み明らけき世の始をも見る、（夫木、此歌何の世の大嘗會にや）

安西軍策云、天正十年五月、元春朝臣隆景朝臣一手に成給、都合其勢三萬余騎、岩崎の廂山邊へ打出陣を被居、有無の一戰を被定ける所に、秀吉より我に安國寺を被呼、北は伯耆半國を境にし、南は備中兒部川を限て、可有分國、此儀互に誓詞取かはす可し、此旨元春隆景へ懇に可被申とありければ、和平相調ひ、秀吉は六月六日に退軍す。

河面郷

和名抄、都宇郡河面郷、訓加波毛。○今加茂村の東部是なり、撫河郷の北、足守川の邊と

(加茂)(津寺)

す、東北は賀陽郡服部村に接し、狹少の地とす、加茂毛は内倉川の古なる流なりしを、後世誤りて加茂と云ふ、大字津寺あり、津寺とは古寺院の寺いふ名にて、古へ其寺在りしならん。

正倉院文書、天平二年、都宇郡河面郷、□□里、辛人里」と見ゆ、神部辛人の名存否を詳にせず。

津峴郷

延喜式に見ゆる驛名なり、和名抄に都宇郡驛家郷とあるもの即是なり、峴は集韵に「山小而險」と釋き、坂と同義相通。或云、峴は嶺の異號、和名抄峴をサカと訓みたり。

(津坂)

今家郷は、今加茂村の西部新庄及び窪屋郡山手村大字宿にあたる、古は驛家の跡とす。都宇郡舊考云、今昔物語古本に、備中津坂と見ゆ、弘通大師一代記と云ものに報恩大師備中津坂の宿を經由の事見ゆ、今も津坂峠といふ所あり、舊名も之より起りたる歟、或は坂の誤にあらずや、〇正倉院文書、天平二年、都宇郡津部郷岡本里とあ

(津部)

れど、和名抄本郡に津部郷なし、若くは津峴の誤か宿郷の舊名ならん、然れども未た徴證を見ず、後の考を竢つ

新庄

(岩崎)

今加茂村の大字にして、上下の二に分つ、新庄の西南に岩崎山あり、三井寺の西山と相表裏し、天正十年の毛利方諸將の陣營せる所也、高松を去る二十町、懸鐘に尺迦が嶺不動が嶽とあるも、岩崎の峰嶺の名なるべし。

一、右者、於岩崎陣、互以誓紙申定候迄、今以可爲同前之由被存候、然者秀吉當所御出張之砌、一度兄弟之約可仕候間、被副御力、御入魂候者可忝存候、信長御果候後、更以無別申合候迄、相見不申候、

輝元各樣御分別は、於岩崎陣被御定候は、信長御出さ申に付候而て、被作御陣交にて候、今又對秀吉候而は、御約束もさまて無之候事、(史學雜誌、所引古文書)

事蹟云、天正十年の春、秀吉は毛利輝元主をほろぼし隨へべきよし、信長卿へ申されしに、急ぎ向べし信長自も還くべしとありし程に、播磨但馬因幡三箇國の兵を引具し、備中へ越んとし給ふ、今輝元が知行の國、備中伯耆を堺て、西は長門を限れり、備中の國高松といふ城を堅して守れり、秀吉の軍備中國に臨み、すくも塚かは田が城などいふを、時の間に責抜きて、高松の城へよせ囲ぬ、輝元高松の城をすくはんとて、伯父吉川駿河守元春小早川左衛門佐隆景主に、八箇國の兵を率、備中へむけられけり、尺迦が嶺不動が嶽に陣立す、秀吉兼て心得、三溪宗瞞をさし、毛利が兵に向られける、そのあはひ川を隔て輙く戰べき樣にもあらねば、徒に日を送けり、城には日々水まさりゆき、楯もいたす程なれば、笩をくみ人を出して、城主清水自害すべしといひ送りぬれば、秀吉ゆるし給ひ、六月二日、清水腹切てうせぬ、城へは頓て秀吉の勢入替ぬ、六月二日の夜に及程に、信長明智が爲に自害し給ひぬこと、秀吉の陣に聞えけり、此先毛利家より平を請侍りぬれども、秀吉用ざりしが、いそぎ都に登り、明知光秀を賊はんと思ひ給へりければ、毛利家の臣小寺官兵衛をよび、かう／＼京より人來りぬ、兼ていひし如く、毛利家と平をなすべし、立越かくとはからふべしと宣へば、小寺急ぎ毛利家の陣所に行て、かう／＼と云語らひ侍りぬ、信長自害をいまだ毛利家にしらずやあらん、やがて同心なれば、誓紙のかはしを聞くし、事なりぬれば、六月六日都にのぼり、明知光秀を賊ち急ぎ給ふ。

仁治三年、主基の風俗歌

末遠き千世の影こそ久しけれ又二葉なる岩崎の松、(續後撰)

岩崎山は、一方賀陽郡生石村高塚にわたると云ふ。

檢點自紙々、知是毛利氏、山陽過十州、盡是祖宗地。行人喚渡航、津歩連村市、曾識高松城、必知是此水。)

窪屋郡

窪屋郡

都宇の西に隣り、河部川を以て下道郡淺口郡に界す、北は賀陽郡に接し、南は都宇の江上に至る、封域狹少なり、今一町九村に分ち面積五方里、(河部川の中洲村も今本郡に屬す)人口三万五千、治所は倉敷に在り。

窪屋は和名抄久保也と注し、其名義を詳にせず。〇書紀に吉備上道女采媛とある側に、一本云吉備窪屋臣女と注せる者あり、並上古氏字と同じく、皆吉備國吉備臣の一黨の領知せる域内にして、國造氏族の際に分立したる也。

阿智郷

和名抄、窪屋郡阿智郷、今万壽村、中庄村、倉敷町及び帶江村是なり、倉敷の東北にして、都宇郡中庄村の西に接す、阿智とは往昔阿知使主が引率て歸投したる、漢人の聚居たる村里の遺號、續日本にも同郷名あり、賀陽郡服部郷(及び備前赤磐郡)等考すべし、郡郷考に、生坂村は古名東阿智なり、正保年間の碑に東阿智としるしたり云々、生坂は今曾生の大字とす、倉敷町に阿智明神祠あり

万壽

舊庄名なり、今万壽村と云ふ、東は都宇郡中庄(別府)に接す。古刀銘に「万壽庄恒次正和五年」と見ゆる者あり。

山城國新熊野文書、養和中院宣に「備中國万壽本庄同東庄同西庄」と見ゆ、盛衰記に「木曾は妹尾父子が首を切り、備中國鷺の森に懸て引退、萬壽庄に陣を取」あり、此妹尾父子が籠れる山寨は、平家物語にも其名をしるさねど、曾生村の北なる西山神村山のつゞきなるべし

菅生（スガフ）　今菅生村と云ふ、万壽の北西にして、大字生坂、西坂、子位、三田、淺原等に分つ。延喜式、窪屋郡菅生神社（三代實錄、元慶二年授位）あり、今子位の字祐安の子丸山に在り。（神祇志料）

（子位）

生坂（イクサカ）　池田家の支封、丹波守殿の舊邑なり、寛文の末年、光政公の三子政祿、生坂一万五千石を分與せられ、生坂藩と稱したり、明治新政に至り停廢す。

神村山（カミムラ）　今菅生村大字生坂の西坂に在り、（備中名勝考）大嘗會風俗歌に見ゆ。

千早ふる神村山のしひ柴のいやとしのはに祈りまつらむ、（万代和歌集、保安四年主基方御屏風）

青江（アヲエ）　今菅生村大字子位の舊名とす、子位は資庄號なり。備前國志云、青江山は子位庄に在り、此所古へ鍛冶多し、世に青江鍛冶と曰へり。備中府志云、青江鍛冶は安次といふ人を一流の祖とす、或は爲次と云ふを祖とすと。○工藝志料云、鳥羽天皇の御宇、備中青江に鍛工あり、名を安次といふ、安次子あり守次といふ、守次子あり貞次、恒次、恒眞、次家、眞次、康次、俊次、包次、爲次、家次といふ、而して父子皆よく刀を造る、是を青江鍛冶といふ、備中に於て名匠をいだす事は青江鍛冶を以て始めとなす。○古刀銘鑑によれば「青江住頼次文保二年」「備中國住人青江助次貞治二年」「備中國青居都地頭助信與國七年」「青井住義助明德二年」などの款識あり、

安養寺（アンヤウ）　今菅生村大字淺原に在り、朝原寺とも曰ふ、釋書に「榮西號明庵、備之中州吉備津宮人、其先賀陽氏、幼聰敏、適耕兒、十一、師事郡之安養寺靜心」とあるは此寺、又盛衰記に新大納言成親卿配流の後、備中國安養寺の謂御房と云ふ僧を頼み、同國朝原寺に於て出家受戒の由を載す、又此とす。○備前國志云、安養寺は眞言宗を奉ず、寺誠に空海師の開基、賴朝公の再興にして、寺領三百町、寺の四至結界に、王子塚といふものを築かれたりと稱す、

（朝原）

享保中修造の毘沙門天六軀のこる、此寺、建武三年、福山合戰の時燒失し、池田家の初めまで寺領いさゝか殘りしも、其後は田祿全く亡ぶ。○淺原の北嶺を淺原峠と云ふ、山手村の福山城址に通す。太平記云、延元元年、福山城に楯こもる處の官軍、大江田式部大輔、且く思案して、一葉所感の者ともが此にて皆死すへき果報にてこそあらめと、一篇に思ひ儲けてければ、中々心中涼しくぞ覺えける、去程に明れば五月十五日の曉より、左馬頭直義三十萬騎の勢にて、轉山を打越え、福山の麓四五里が間、數百箇所を陣にとりて、篝を燒きてぞ居たりける、先つ備後備中の勢共三千余騎にて押し寄せ、淺原峠よりぞかゝりたりける、式部大輔之を見給ひて、さのみ精力の盡きぬさきに、いざや打出てゝ左馬頭が陣一散し驅散さんとて、大勢の中を懸と驅け拔け、夏にて城の方を遥に見れば、敵早入替りぬと見えて、櫓に火をかけたり、式部大輔其兵を一處に集めて、五月十八日の早旦に、三石の宿にぞ落着きける。

（淺原峠）

倉敷（クラシキ）　今倉敷町と云ふ、菅生の南にして、驛市を成す、戸數一千五百、鐵道岡山より九哩、郡に在り。此地は江戸幕府の時、陣屋を置き、代官をして備前備中美作三州散在の公料を管治せしむ、郡内に富商も頗多し、三備第一の豐邑と稱せり、慶應元年四月、幕府毛利氏を討伐して克たず、亡命の士民糾集して、自ら長州奇兵隊の一殿と稱し、倉敷を襲ふ、徒衆一百五十、陣屋を焚掠し、加陽郡淺尾村宮福寺に據らんとす、岡山藩兵を聞き、兵を出し之を伐つ、徒衆乃ち兒島郡塩島に走り途に散ず。

備中府志云、倉舖村に阿知明神鎭坐す、倉舖の東西に阿智の郷村存す、又云、昔右近衞權少將小野朝臣好古は、藤原純友征伐の戰功に因り、參議に任せられ、備中の國守賜りしと、前太平記に見ゆ、さればにや、小野氏姓の人、後世此國に繁茂せり、太平記には建武年中、備中日代小野入道浄智あり、其一族には岡、水澤、林、井上、藤井、大島、阿曾沼などありて、倉舖に小野の城址と云ふ者あり。

帶江（オビエ）　今村名にも呼ふ、倉敷の東南、羽島、二日市、賀須山、亀山の諸里を併せたる也、もと水名にして、本郡と都宇郡の境堺を成す、もと溝渠の號に出つ、此水の末は藤戸江に入る。

日間山（ヒマ）　倉敷の東南なる岡陵にして、連亘五十町、藤戸江、天城驛に至る、帶江村の西南、茶高村の東北とす。○帶江村大字羽島に法輪寺あり、報恩大師の開基と傳ふる密教道場也、日間山の半腹に居る。

葦高（アシタカ）　今村名に呼ふ、倉敷の南にして、白樂市、老松、笹沖等の大字あり。延喜式、窪屋郡足高神社は笹沖の沖津島山と號する丘上に鎭坐す、葦高の村名之に因る、沖津島山は大川（河部川）の東、藤戸江の北なる田野の中に隆起す、藤戸島戸島など云ふも此邊ならん、大嘗會歌集に

渡つ海ものどけかりけり君が代は藤戸の島に波の有ねば、（長和五年主基方備中國）

日間島、有漁船（治暦四年同上）

ひき島に釣する舟や誇るらん沖の浪さへ立ぬ世なれは、

臨海、有長堤望戸島人、（永承元年同上）

天の原あけて戸島を見渡せばなぎさ靜に波ぞ寄來る、

大市郷（オフチ）　和名抄、窪屋郡大市郷、訓於布知。○今大市村及び茶高村なるへし、倉敷の西南にして、大川及び藤戸江に至る、近世大市を訛りて大内とのみ呼びき。

（大內）

三代實錄「元慶五年、太政官奏、備中國窪屋郡人眞髮部成道、故殺大市貞繼、撿非違使覆按、當斬刑」云々、この眞髮部は眞壁郷にあたり、大市は本郷にあたる、又日吉社領記に、

備中國大市庄、大宮仲所當知行料所、地頭押妨、年貢減少、有名無實也、後白河院御寄附。

輕部（カルベ）郷　和名抄、窪屋郡輕部郷、訓加留倍。○今清音（キヨネ）村是なり、阿智郷の西北にして、大字輕部存す、正倉院文書に「天平二年、窪屋郡輕部郷、擧費里」と見け、擧費はコスとよむ歟、今大字古地（コチ）は其遺に似たり。

備前國志云、輕部王子權現は、幸山（カウヤマ）の城主石川氏社領を寄進したりと傳へ、天正三年、幸山落城の後は社領なし。

百射山（モモイ）　輕部郷と阿智郷の界嶺にして、東北は神村山等に連接す。延喜式、窪屋郡百射山神社は蓋此に在りしを、後世三須村へ移す。

眞壁（マカベ）郷　和名抄、窪屋郡眞壁郷。○今常盤（トキハ）村是なり、輕部の西北にして、河部川の東、賀陽郡八部（ヤタベ）郷の南とす、大字眞壁存す、三須、溝口等之に屬す。正倉院文書に「天平二年、窪屋郡白髪部郷川邊里」とあり、白髪は光仁帝の諱に觸れしば、後眞壁と改められしを知るべし、姓氏錄に眞髪部は吉備臣と同祖にして、稚武彦命の男、吉備武彦命之後也」と云へり。○府志云、眞壁の館主眞壁備中守大場右衛門介は、田原藤太秀郷の裔にして、太平記に備中の眞壁氏とある是也。

三輪（ミワ）　今常盤村の大字とす、正倉院天平二年古簿に「窪屋郡美和郷、眞生市部里」とあるは此にや、郷考に、和名抄に三須美和の二郷重複するは「三輪を三須にあやまれるか、又は三須は美和の訓注なりしを、誤記したるならん」總社の古文書にも三和郷の名を錄せり、和名抄の脱落に似たり、云々。

美簀（ミス）郷　(三須)　和名抄、窪屋郡美簀郷、三須郷。○美簀三須は重複す、三須は訓注を本文にあやまれる者、蓋高山寺本美簀同用三須と云ふ、今の山手（ヤマテ）村、三須（ミス）村是なり、眞壁郷の東にして、都宇賀陽の二郡界に接し、服部郷の界線古今出入あり。

西郡（ニシゴホリ）　(山手)(山方)　今地頭片山、岡谷、井に宿村と合せ、山手（ヤマテ）村と改稱す、宿は舊都宇郡驛家郷の域内なるが、轉して本郡に入れる也。地頭片山（チトウカタヤマ）に御崎宮あり、社說は一之御神と云ふ、西郡に幸山（カウザン）の城址あり、須田式部、石川左衛門等之に據る、此邊を山手といふ、古事記に山方（ヤマカタ）とあるは此地なるべし。(備中名勝考備前國志)

古事記(仁德段)云、天皇聞吉備海部直之女名黑日賣、其容姿端正、喚上而使也、然畏其太后之嫉、逃下本國、天皇戀黑日賣、幸行吉備國、黑日賣命、令大坐其國之山方、而獻大御飯、天皇到坐其孃之子採菘處、歌曰、夜麻賀多にまけるあをなも岐備ひとゝともにしつめばたぬしくもあるか。

今按するに夜麻賀多は山縣もしくは山田の義なり、之を山手に引きあてしは、稍牽強に近し。幸山（カウザン）城は大江田氏經の足利勢を拒ぎし福山城に同し、又西郡は窪屋に同しければ、隣近の村落服部(賀陽郡)と相關係する所あるべし。

(幸山)

福山（フクヤマ）城址　建武中の名跡とす、西郡村に屬し、又後世高山（カウザン）城と云ひ、天正三年まで石川源左衛門久式之に居れり。(備前國志)福山は後世地頭片山とも云ふ、山手宿に近し、鎌倉殿の世には眞壁小六是久地頭たり、建武三年、大江田氏經之に籠守して、足利の大軍を防きとめんとし、其功なし、是は五月十五日の事にして、十八日には氏經退軍して三石へつぼむ、二十五日兵庫湊川に大戰ありて、官軍衰亡となる。○太平記云、建武元年十一月廿六日、備前國、住人佐々木信濃左衛門尉信胤、同田井新左衛門尉信高等、細川卿律師定禪が語を得て、備中國に打越た、福山の城に楯籠る間、當國の目代先つ手勢ばかりを以て合戰を致す、其翌日に小坂、河村、庄、眞壁、陶山、成合、那須、市川以下悉く馳せ加はる間、程なく其勢三千餘騎に及べり、剰へ備前國の地頭御家人等、吉備津宮に馳せ集りて、朝敵を相待つ處に、陶山備後守備後の國の守護職を賜りて下向する間、其勢を合せて、同廿八日福山に押寄攻め戰ひ、兒島高德が一族大手を攻め破りしも、官軍遂に戰ひ負けて、備前國に引き退く。(大江田氏經の福山合戰の事は淺原峠の條に見ゆ)

文明十五年九月廿六日に、山名又次郎豐前備後の兵を打立、國分寺に着陣し、分國他國の勢を相催す、松田方一手に成て、福岡の西より北の山に陣取、備後の勢同南津坂（ツサカ）の上、火鉢か城に陣取、大方三方大山五六十九も陣取、大勢を打廻したる陣々の在樣、言へん方もなし、彼福岡の城と申は、東西に大川流廻り、川島に少山あり、彼山を本城にして、其面に堀を堀屏を塗、年來調置處に、今度は敵味方猛勢たるの間、要害を仕出んとて、在家一千餘を構中に仕篭、即て河水を堀流し、其中に大堀を二重三重に堀、屏を塗、川瀨には亂杭逆茂木を引、櫓井樓を揚く。(備前文明亂記)○この福岡と云ふも福山に同じかるべし。

國分（コクブ）寺　(上林)　今三須村大字上林（カンバヤシ）に在り、(上林下林は正倉院文書「天平二年、窪屋郡御簀郷、□□里林里」とある林にあたる、詳は詳ならず、山手宿の北に接す)備中國分寺は延喜式に寺料三万束を錄す、中世賀陽郡八田部郷に移轉したりしが、後又舊地に復す、即上林の地と云ふ(地誌提要名蹟地志)の伽藍、僧寺尼寺の遺礎、井に石棺等あり、寺の東南に南山、西南に福山を望み、國府一宮吉備津川高松城等の名所に遠からず、又本村大字赤濱（アカハマ）は當信寄井の故里とす。(赤濱)

賀陽郡

賀陽郡（カヤ）

郡宇窪屋の北とす、今面積凡十六方里、人口四萬二千、十七村、郡治は高松村に在り。（巻谷（ヤツ）村は上房郡多氣郷の屬なれど今本郡の所管とす）

（賀夜郡）賀陽は延喜式和名抄等并に賀夜（カヤ）郡に作る、拾芥抄正保圖には定めて賀陽郡と爲す、古書に賀夜、賀陽又蚊屋、香屋、通用せり、然れども訓みてかやうと云ふは、全く近世の訛言とす。

（加夜國）昔は加夜（カヤ）國あり、國造本紀に「加夜國造、輕島豐明朝御世、上道國造同祖、元封中彦命、改定賜國造」とありて、應神紀に「以上道縣、封御友別中子仲彦、是上道臣香屋臣之始祖也」と云ふ、香屋臣即加夜國造とす、又應神紀

（蚊屋）に蚊屋（カヤ）衣縫あり、舒明紀に「天皇娶吉備國蚊屋采女、生蚊屋皇子」とあり、皆此地とす。續紀、天平神護元年、「備中國賀陽郡人、賀陽臣小玉女等十二人、賜姓朝臣」この賀陽朝臣の裔は、永く本郡に住し、吉備津宮に奉仕す。○賀夜郡の北境多氣（タケ）、有漢等の地を割き、後世上方郡を建つ、又上房に轉ず。

備中國風土記云、賀夜郡松岡、去國東南卅二里、驛路、有今新造御宅（ミヤケ）、奈良朝廷、以天平六年甲戌、國司從五位下勲十二等石川朝臣、賀美郡司大領從六位勲十二等下道朝臣人主、少領從七位下勲十二等臣五百國等時、造始云々。〔仙覺萬葉抄〕ここに賀美郡とある美は、夜の誤なるべし、

庭妹（ニヒセ・ニハセ）郷

和名抄、賀夜郡庭妹郷、訓爾比世、高山寺本、注爾波世。○今庭瀬（ニハセ）村是なり、郡宇郡撫川と、津高郡白石の間に位置し、地形深く他郡の間に入れり。爾比世とは新瀬の義にして、古への加夜國の新瀬にやあらん、本郷の北に接して吉備津宮あり、南に妹尾島あり、後世江湖埋塞して、船舶の出入少しと雖、溝渠猶在りて、航漕の便あり。

郡鄕考云、庭妹の妹字は、妋の誤なり、鎭火祭祝詞に妋とあり、賀夜國造家文書にも庭妋とあり、又藻鹽草にもいもせを妹妋に作る、皆妋を世とよむ法也。○按するに古言世とあるは、女子の男子に對する稱呼にして、其夫をも兄弟をも世と呼ぶも、女妹を世と呼びたる例なし、妹字を正とす、然れども妋を妹に誤りて因襲したるも久しかるべし、村岡氏云、按字書、妋字無夫兄之義、蓋皇朝所自會意字。○正倉院文書、天平二年大稅負死亡帳云、賀夜郡庭妹鄕、三宅里山崎里。

庭瀬（ニハセ）

（庭瀬城址）岡山の西二里の驛市にして、撫川と相接す。（山陽道岡山を去る四里）○寛永五年、宇喜多家の舊臣、戸川肥後守達安、庭瀬三万石を賜り築城す、延寶二年孫四郎安風に至り、除籍せられ廢城と爲る、元祿六年、松平山城守信通（伊豆守信一六代孫）庭瀬三万石を賜へ入部せしも、同十年、羽州上之山城へ轉す、板倉越中守重高（内膳正重矩の孫）二万石を以て入部し陣屋を置く、世襲して明治維新に至る。

吉備津彦（キビツヒコ）神社

（吉備津宮）後世約略して吉備津宮（キビツノミヤ）と云ふ、今眞金（マカネ）村に屬し、其里を宮内（ミヤウチ）と云ふ、讀保保則傳に「保則爲備中備前守、風化大行、二州界上、有吉備津彦神、國有水旱、則祈往請之、必致感應、若境中有疾者、神必謂之、神官山形語云、感公化、寶則公爲治、終此吉祥、由是治化兩國、年登豐穰、百姓和樂」と見ゆる此也、今國幣中社に列す。（吉備津と云は彦を略したる也、東鑑文治四年の條に吉備津宮と記す）

本社は吉備國有功の大祀にして、大日本史に「刊孝靈天皇皇子、彦五十狹芹彦命、與弟稚武彦命、共綏撫吉備國、然後世建吉備津彦神祠于備中、祀之」とある者是なり、然れども本社は延喜式賀夜郡名神大一坐と注し、主神は五十狹芹彦にや、又稚武彦にや詳ならず、古事記傳に、本社は相傳て稚武彦を祭ると云ふも、兄弟相副て國むけましゝなれば、兄の大吉備津彦（五十狹芹彦）ならむも知るべからずと論す、國邑志には凡祭祀は其人にあらずして、其子孫に在り、大吉備津彦の子孫後世亡ひ、稚武彦の裔のみ榮えたれば、此に祭れるは稚武吉備津彦命と推斷す、備前一宮大藤内家の説にも、備前吉備津宮は彦太郎殿、備中の宮は彦九郎殿にて、備後の宮は彦三郎殿と曰へり、稚武彦命と爲す方古意に協ふごとし。

神祇志料云、吉備津彦（キビツヒコ）神社、今板倉川の東、宮内村吉備中山に在り、中山の絶頂に茶臼山あり、山は即吉備津彦命の御墓也、是に據らば墓に就て社を建しものなる事著し、孝靈天皇皇子、比古伊佐勢理毘古命を祭る、又吉備津彦命と申す、崇神天皇の御世、其弟若建吉備津日子命と共に、此國を平和給ひき（日本書紀古事記）其功徳盛烈世に超たるを以て、子孫族類世々吉備國造たり、（參酌日本書紀、古事記、舊事本紀、新撰姓氏錄）仁壽二年特に四品を授て官社に列しめ封廿戸を充奉り、齊衡二年使を遣して幣を吉備津彦名神に奉らしむ、神庫の鈴鏡一夜に三度鳴ことあるを以てなり、天安元年三品を授け、貞觀元年二品を授け、（文德實錄三代實錄）天慶三年一品を授け奉る、海賊の事を祈りし報賽なり、（長寛勘文）神官賀陽朝臣實に本社の神裔也。（扶桑略記古本今昔物語神名考）○此社を南宮（ナングウ）とも云ふは、其所以を詳にせず、美作の中山神も同神なれば、亦南宮と曰ふ）

（南宮）柳北紀行云、吉備津宮の祠字頗る古風を遺せり、殿傍には銅燈數十をかけたり、殊に愛玩すへし、祠傍に上古の釜あり、二爐其傍にあつて、松葉を薪に作る、この爐は

この御神の仕女なり、余に語ていふ、此神古は甚だ大なり、われ等二人の外、宮人も拜すること得ず、兩殿に於て祈るとあれば、此國に鎭坐するよ思ふべしと、其姿も物いふさまも、千早振神代の人に見ゆる心地せり、「荒れはてし吉備の中山なか／＼に在すが如き神の御社」。○神社考云、備中國吉備津宮釜、有鈴、鐘有聲、巫人樽湯、祝師誦竹葉以灑々、凡詣神者、欲卜事、令祝師於釜前、祝聖曰、鳴響、如牛鳴則吉、若釜不鳴則凶云。

（有木山）

祈ることしるしありきの山なれば千年の程の樂もしきかな、（大嘗會集後三條院治曆四年備中國有木山）

有木山は吉備津宮の宮內に在り、〔名所考〕一說吉備中山は卽古陵墓にて、之をあらき山と云ふ歟、あらきは新城の義にて、殯所の謂なりと。

（宮內）

盛衰記、成親卿流罪の條に「兒島にましけるを、此は津渡近して人繁し、惡かりなんとて、後には難波と云所へ移し居奉けり」（平家物語には、成親卿備前國有木の別所にて、難波次郎經遠の預れる由に載せたり）平家物語一本云、平宰相の丹波少將の子に中人おはしき、三歳にならせけるを、乳母の子紀次郎大夫友方取奉て、備中國へ落下り、宮內と云所に、五六年置奉る、其より伊賀國に打越て、服部千戸の山寺におはしける。

（吉備中山）

人類學會雜誌云、吉備津彦命の御墓と申すは、吉備の中山の絶頂にある瓢形の大塚にて、全躰に岩石の欠片相重なり、其瓢の石棺の傍に見ゆ、南北百六間東西五十七間、瓢形の頭は南を向き、頭の近傍には埴輪土物の破片も散在す、山中又石棺と云ふものあり、長方形の割り拔き石棺にて、南北長サ六尺四寸、東西の幅三尺三寸、高さ一尺三寸厚さ六寸、蓋石を失へり、石棺の幅は五尺余、奥行は三間計り、高さは四尺位。

眞金ふく吉備の中山帶にせる細谷川のおとのさやけさ、〔古今集〕

もとしげき吉備の中山昔より名のふりこぬは今の世のため、（催馬樂）

萬かれて細谷川の細みかな、　　子延呂

（細谷川）

細谷川は高松村の北より發源し、兩城を經て南庄瀨に至り、笹瀨川に會ふ。眞金は狹義にして、古より本國の名產とす、然れども此中山に出でしに非ず、英賀哲多の諸郡井に美作に出てしなり、後紀に「延曆十五年、勅、納貢之木、任於土宜、物非所出、民以爲患、今備前國本無鐵、每至貢調、常買比國、自今以後、宜停貢鐵、絹絲隨便合輸」とあるにて、備前の貢鐵も備中の產なりしを知る。○吉備津宮の社家、賀陽氏藤井氏に神道修行の人々ありしこと、元亨釋書に見ゆる所なり、又神宮寺は近世まで存在し、神事に從へり。

春日詣吉備中山次詞　　　僧　寂室

勝地千年寺、房々竹樹間、落花埋古徑、啼鳥叫空山、
遊客春晨到、歸程暮月還、留題誰耀壁、才拙愧追攀、

成親墓　　　　僧　寂室

身亡王事只名存、憑看荒墳長蘚根、千古中山春寂寞、
落花香可返幽魂、
含冤殞命最堪憐、抱恨者今二百年、無事休栽平氏客、
恐怕兵下永宵眠、（寂室錄）

新大納言成親が、備前國へ流罪、妹尾兼康へ預けられて遂に害命の由は、平家物語盛衰記に見ゆ、中にも其子丹波少將成經の妹尾の館に至りしに「如何に兼康、汝が候妹尾より、大納言殿のおはすらん所へは、如何程かあると問給へば、大納言のおはする有木の別所吉備寺と申すは、備前に取ても備中の境、妹尾と云は備中に取ても備前の境也、兩國の間に御部川とて川一つを阻たり、其間は漸に三十餘町有けるを知らせ奉ては、惡かりなんとや思けん、大納言殿の御渡候所へは十三日とぞ申ける」と見ゆ、有木とあるによれば成親の配所も備前にあらずして備中なりし如し、御部川と云ふは足守川の古名歟、大井の說なるべし。

板倉鄉

和名抄、賀夜郡板倉鄉、訓伊多久良。○今眞金村なるべし、宮內鄉の北、河內鄉（高松村）の東北にして、備前津高郡に接す、正倉院文書「天平三年、賀夜郡板倉鄉、坂倉里、委文里」と見ゆ。○郡鄉考云、造酒儀式に、大社に板倉一字とあり、之に因れば、此地吉備津宮の板倉のありし地なれば、郡鄉名にもよぶことなれる歟、平家物語に備前備中兩國のさかい、細谷川をおびにせる、吉備の中山のふもと、板倉の里と見え、太平記にも、又板倉川、板倉城など載せたり。

壽永二年十月、妹尾兼康、板倉城に據り、木曾義仲を拒ぎし事は、平家物語盛衰記に見え、歷代皇紀一代要記并に云、「十月十二日、與備中瀨尾合戰、打取瀨尾了」とし、盛衰記には「木曾の軍勢は庭瀨、板倉城に押寄せしに、兼康は城を出でて、深山に隱れ、大木を楯にして敵を待ち、遂に山中にて自害し、木曾勢は其首を鷺之森にかけ渡し、万壽庄に退く」と曰ふ、平家には「兼康逃れて、板倉川の端に著て、緑山の方へ落行き」又一本には「上の山へ向て落行けるに、鶴と山の間に洞あり」などと見ゆれど、其地理明白ならず、万壽庄の山中に自害したりと爲すべき歟。

刈つめるわさたの稻の多かればをさめもやらず板藏のさと、（大嘗會和歌集、治曆四年主基方、備中國板倉里）

板倉川

板倉宿を經由せる流なるべし、即細谷川に同じかるべし、一說足守川を以て板倉川と爲す、是非を知らず、古より著顯せる川筋にして、攻守の要害にも供せられしなれば、足守川を指す歟、足守川は板倉鄉の西界とす。

高松

眞金村の西北にして、舊名中島、今高松村と云ふ、原古才、門前、三手、稻荷、大崎等之に屬す、高松城址此に在り。（岡山市の西三里）

高松、舊將清水某自殺處、　　　柳莊

天命將歸壤面郎、敢辭一劍伏秋霜、頴川水滿援兵絕、
淮堰防堅敵勢强、蒲底產蛙出昔日、墳前下馬吊斜陽、
野流依舊環孤壘、遺恨千年鎖渺長、

高松城址（タカマツ）

備中府志云、高松城主清水長左衞門宗高は、窪屋郡冠山(地頭片山)城主石川源左衞門久式の長臣なり、天正三年、久式三村元親と共に亡び、毛利氏より石川數代の所領を清水宗春に思賜あり高松に居る、十年宗春羽柴秀吉の水攻にあふ、塘の根置十二間、馬蹈六間なり、五月梅雨栗花の節なれば、已に廿三日甚雨洪水にて、城下一片の江湖となる、依て當城棒運に付、衆命に代り清水長左衞門及び兄月清入道、難波、近松も一同に切腹忠死をとげ、名を後代に殘したり。○陰德太平記云、高松城は平地の少し小高き山なりと雖、四邊に深田を帶び、或は池沼を廻らし、僅に一騎打の細道を通し、五千の士卒死地に在りて生を思はず、かゝる所を人力を以て攻めんには、勞して功無かるへし。○高松城の攻圍は、天正十年六月、織田信長本能寺の凶變と關連して、秀吉の覇業隆運に係はる所の大事とす、岩崎(都宇郡)を參考すべし。高松の灌水は、足守川(大井川)及び備前馬屋郷の溪流を塞入れしなり、舊史に甲部川(又兄部)とあるは誤れり、史料叢書の一本に「大井川其外備前の方の山半分に溝を付て、備中の高松の方へ流しかけるなり、於今其山水、備中の田地に取申故に、備前の水にて備中の田を作ると、俗に申は此時よりとぞ」と錄す、また秀吉の營所蛙(カヘル)が鼻(ハナ)と云ふは、城址の辰巳なる岡陵なり。

其刻、備中國へ罷立、かわやの城すくもの城責崩、悉刎首申候、重て高松と申城、堀ひろく力責に成不申、水責致へきと、筑前取巻、堤をつかせ、水はや土居半分に上り候に付、西國悉催、盛五萬計にて、筑前二三万にて取巻候處、五六町に罷成、相陣候、(中略)城主腹を切可申と、懇望申候へ者、免申候處、二日於京都、上樣御腹めされ候と、同四日に注進御座候間、誠筑前驚入存候といへ共、御無御供をこそ不申候とも、於此陣候は、任本懐切崩、刎首申、明智退治之儀、後案御座候存切、六日迄致逗留、終に城之事者不及申、悉刎首申候事、

手前の陣を明申候間、もり陣所へ切懸、可切崩に相定候處、盛守懇望、國を五ッ筑前に出、人質を兩人差相渡可申由、(虫食)討定申間敷に雖相定候、明智め討留申度候附て、盛一書持血判、人質兩人迄請取、同七日廿七里之處を、一日一夜に姫路へ打入申候事、(新編會津風土記所收、羽柴秀吉書簡)

龍王山（リウワウ）

高松村大字稻荷の北嶺にして、足守の東なる一峰とす。○備北紀行云、龍王山は頂松樹森立し、石を攀ぢてのぼる、一名岡なり、この山頂に石祠あり、八大龍王の祠にして、側に最上稻荷現を祭せし石祠あり、何の神たるを知らず、眺望千里、遠山近海一望にして、眼に田園潮水を點綴す、風景絶奇。○黄山と云ふも此邊なるべし、大宰管内志に、

長和五年、主基備中國風俗、黃山、賀陽郡
打はへて万代をのみ[illegible]るは黃の山に音に有ける。

生足郷（オヒシ）

（門前）（石生）

和名抄、賀夜郡生足郷(今高松村、生石村是なり。郡鄕考に、門前(モンゼン)村に寄石あり、之を生石(オヒイシ)と云ふ、生足とあるは誤寫、按するに生足は於比志とよむを得、高郷を高石に通する例なり、然れとも和名抄本郡別に大石(オホイシ)郷あり、生足大石は重複の疑あり、今三手、門前、高[illegible]等を合併し生石村と稱す。○郡考、高山寺本には生石於保之と注し、別に大石なし、村岡氏云、後宇多院御領目錄、備中國生石庄、今出川入道相國知行、井山寶福寺文書、寺領賀夜郡造江生石郷。

足守郷（アシモリ）

和名抄、賀夜郡足守郷、訓安之毛利。○今足守町是なり、高松の西北に接する山村なり、可倉院文書「天平二年、賀夜郡葦守郷、三井里俗見里」と見ゆ、又兵衆署記謂平八年の條にも葦守郷とあり。

葦守宮址（アシモリ）

（足守）

應神帝、吉備行幸の時の行在にして、即足守郷に在り、(名所考)二代實錄、貞觀六年授位の宮原神今下足守(シモアシモリ)に存す、(神祇志料)宮原とは行在の遺號に似たり、又史に葉田の葦守宮と云ふ、葉田は服部の謂にして、史に織部縣と云ふに同し、服部郷参考すべし。

足守は近世木下氏の邑にして、其上足守に陣屋あり。慶長五年、宮内少輔利房(中納言家定の二男)以降、二万五千石、世襲して明治維新に至る。○府志云、足守村は、伊豆の河津の一族、河津左衞門尉氏時の邑なり、觀應二年、高師直石見國より兵をあげて上洛の時、河津高橋の兩人援之に馳せ加はり、杉坂の戰に美作の芳賀佐田の徒を破り、兵庫の軍にも功ありし事、太平記に見ゆ。○下足守に冠の城址、上足守に宮地の城址あり、共に天正十年の夏、毛利家の、羽柴氏田を拒きたる所とす。○史料叢書云、秀吉公、岡州兵取の城はゐるくゝ御取候、次に冠(カムリ)兵粮詰に被成、御落し候しが、夫とは事かはり、次に冠の城は一時攻に攻落し被成候、手負死人も多く候き、此城を聞河屋(カハヤ)の城は早速明退たる故に、備前備中の境の山の上に御人數を被備候、一兩日御座しが、高松の城は水攻可然と思召ける。

足守川（アシモリ）

（大井川）

又大井川と云ふ、(或は矢部川とも云ふと)一說板倉川と云ふも之に同しと、福谷村の山中に發源し、南流大井郷足守郷を貫き、板倉生石の間を經て、都宇郡に入り、妹尾に至り兒島灣に注く、長凡七里。○史料叢書、高松水攻の事を記して曰ふ「門前村、今高松村大字)の外に、廣さ三十間程の砂川あり、常は脚半のぬるゝ計の淺水也、川上に大井村と云ある故に、川の名を大井川といふ、彼三日の大雨にて、瀧と成て流るゝ時、秀吉公の印にて、人數二千計手を取合て、土俵を以てせ

き切、門前村の前の堤の口へ入けれは、逆巻て高松城外・大海の如く成ける」

大井郷（オホヰ）

和名抄、賀夜郡大井郷、訓於保井。○今大井（オホヰ）村、岩田村、日近村、福谷（フクダニ）村なるべし、足守川の源なる山谷とす、津高郡加茂字甘と嶺脊を分つ。

（日近）

はこべともつきせざりけりみつき物おほ井の里の道のほもなく（大嘗會歌集、治暦四年主基方、備中國大井郷）

（粟井）

正倉院文書「天平二年、賀夜郡大井郷、田後里・粟井里」（粟井は今大井村の大字にのこる）康正二年造内裏段錢引付に「備中國大井村、地頭高□久□」と見ゆ、

山内（ヤマウチ）

今福谷（フクダニ）村と云ふ東山内西山内の大字あり、西山内の鑛泉は溫六十六度、浴槽の設を爲すも良好ならず、東山内に郵便局あり。

延喜式賀夜郡鼓神社は、今日近村大字高田に在りて、社傳に吉備武彦の娘高田姫を祭ると云ふ、姫は國人樂々森彦の女なりとぞ、一書足守の鼓山に在りとす（神祇志料備中府志）

阿宗郷（アソ）

和名抄、賀夜郡阿宗郷、訓安曾。○今阿曾（アソ）村即是なり、（阿曾連は姓氏録に尾張氏同祖とあり、其族黨の移住したる地にや）足守の南西にして、久米、奥坂、黒尾等の大字之に屬す。正倉院文書「天平二年、賀夜郡阿宗郷、宗部里・軽部里」と見ゆ、奥坂は奥坂の舊名なるべし、（鬼之城（キノジヤウ）と呼ふ靈あり）

（鬼之城）（岩屋山）

千早ふる神も君をぞ待けらしいはやの山のその戸ひらけり、（大嘗會歌集、天慶九年主基方、備中國いはや山）

名所考云、岩屋（イハヤ）山は黒坂村に在り、今は其社聞こえず、貴人いいへらく、黒尾山も岩屋山の中なれば、其山の山王宮は即岩屋神なるへしと。○人類學會雜志云、久米より四十町、黒尾村にさかに達し、此所にて鬼の城と云もの□周六尺深四尺厚さ一寸素製）を見、更に登ること二十町にして、□の□□一名鬼の岩屋と云もの、（大石の重なりたるもの人工を加へたる跡見えず）及び鬼の石垣と云ふもの（是は故意に積みしが如し）を見る、土俗之を鬼之城と呼ふ。

服部郷（ハトリ）

和名抄、賀夜郡服部郷、訓波止利。○今服部（ハツトリ）村是なり、阿宗郷の南、生石郷の西、美袋郷の北なる田村なり、大字長良、窪木、溝手等あり。

（溝手）

司馬江漢西遊旅譚云、足守の某氏の庭中なる飛石は、古き礎にて、徑二尺餘、溝手（ミソテ）村賀陽寺の古跡より堀出し、千年を經るものなり、又徑五六寸の生燒の壺あり、岩屋山下より堀出す、外に鬼面の瓦を見る、肉高にして常に見ざるもの也

（葉田）

國邑志云、應神紀に「天皇御妾於吉備國葉田（ハタ）葦守宮、以織部（ハトリ）縣、賜兄媛、（吉備臣祖御友別之妹也）是以其子孫、於今在于吉備國、是其緣也」と載せたる織部縣は、此服部郷にあたる、然れども同紀の末に「天皇崩于明宮、是時阿知使主等自吳至、率其三婦女、以至津國及于武庫、而天皇崩之、不及、即獻于大鷦鷯尊、是女人等之後、今吳衣縫蚊屋衣縫是也」とも見ゆれば、織部縣は追書にして、阿知使主が天皇崩後に携來れる衣縫を、吉備の蚊屋に置かれしより、織部服部の名は起れる也。○凡吉備には邑久郡服部郷上道郡幡多郷賀夜郡服部郷品治郡服織郷など多くあれど、此賀夜郡こそ兄媛の賜へる織部の本據なれ、自餘は皆其支分なるべし、古書に葉田葦守宮とある葦守は賀夜郡にして、蚊屋衣縫とも云へるも、之を證明して餘りあり、又阿知使主の族黨も服部と共に□衍したるにや、窪屋郡の南郷には阿智郷ありて、阿知明神まします、是等の事與相參照して、發明する所あるべし。

（織部縣）

（長良村）

きびの國ながらの村に住民はみつぎそなへし程ぞ久しき、（大嘗會歌集、後一條院長和五年、主基方備中、長良村）

八部郷（ヤタベ）

和名抄、賀夜郡八部郷、訓也多倍。○今惣社（ソウジヤ）村なりと云ふ、服部郷の西に接し、其□郷の北とす、國府の故址あり、名義は仁□帝八田皇女の名代として、八田部を置かせらる云ふことあれば、即其名代の地歟、正倉院文書「天平二年、賀夜郡八部郷、美濃里」

國府址（コフ）

今總社町の中とす、延喜式并和名抄云、備中國府、在賀夜郡、行程上九日下五日、海路十二日、上中國、管九郡。○郡鄕考云、今八部郷に國府の名あり、北國府南國府と唱ふ、其間に御所と唱ふる地あり、是れ古國府廳の在りし所と見ゆ、又北國府の西に、惣社明神ありて、備中國惣三百二十四社を祭る。

君が代を祈るいのりの神樂岡（ソウジヤ）松も千年の名にや立ちん、（府志云、神樂岡は惣社にあり、此歌主基方なり）

（惣社）

神祇志料云、延喜式、賀夜郡野俣（ノマタ）神社は、今八田部村惣社の境内、天神山に在り、蓋大歳御祖神を祭る、（總社舊沼田祠社記）野俣は即沼田の義なり、上古此地一面の泥濘なりしが、沼田となり、遂に膏腴の地とはなれりし（總社古鑑もて考知らる、又云、延喜式、賀夜郡古郡（フルコホリ）神社は、今八田部村の宮山に在り、蓋吉備武彦命を祭る（永仁六年服部郷古圖、本社舊說）

刑部郷（オサカベ）

和名抄、賀夜郡刑部郷、訓於佐加倍。○今淺尾村是なり、大字刑部のこれり、八部郷の北西の田村なり。

淺尾村大字福井に伊勢御神（イセノミカミ）社あり、神祇志料之を以て倭姫命世記に見ゆる吉備國名方濱宮の遺址とす、按するに吉備の地名は、紀伊國有田郡にもあり、彼地にも其遺址を傳ふ、世記の本文、名方濱宮は紀伊と名草濱宮の次に載せたれば、此吉備も紀州の事とするを穩當とす。

宮瀬川（ミヤセ）

福井の伊勢御神の社の邊の細流なり、風土記文

云、賀夜郡伊勢御神社、東有河名宮瀨川、河西者吉備建日子命之宮、造此三世王宮之故、仍名宮瀨。（諸社根元記、神名帳頭註）

寶福寺 淺尾村大字井尻野に在り、臨濟宗の名藍なり、貞永年中、惠[illegible]禪師創建、玉溪和尚之を開て、法燈を輝耀す、近世は田祿一百石を有し、殿堂宏大なり。○備陽講等揚は、三須村赤濱の人にして、寶福寺に入り、沙彌と爲り、後畫名を以て世に顯れ、雪舟と云ふ、雪舟は鑑賞家論定して近古の畫聖と爲す所也、寶福寺には今其潑作の類を傳へずと云ふ。

（井尻野）

吉備の國たから井をさてうゑし田のまつたほにへにおひあけるかも（大嘗會歌集、天慶九年主基方、備中財井）

名勝考云、井尻野に湛井と云ふ溝あり、此堰は我國にて殊に大なる井手にて、國人の寶と想ふより、しか名つけたる歟、堰の上に井山ありて、寶福寺此に在り、井山寶福寺と云ふも、たから井といふによしあるにあらずや。

淺尾 近世蒔田氏の食邑にして、之を淺尾領と曰へり、今村名に轉す、初め慶長十年、蒔田左衞門權佐廣定、淺尾一万石を給せらる、然れとも未た諸侯の列に班せず、文久三年、廣孝に至り、特に藩主の待遇を得たり、後廢す。

日羽郷

和名抄、賀夜郡日羽郷、訓比波。○今池田村、大和村、日美村、富山村等なるへし、刑部郷の西北なる山谷にして、河部川の北岸とす、上房郡と嶺脊を以て相堺す。日羽は今日美の大字に殘り、ヒワと唱ふ、康正二年造内段錢引付に、備中國日羽郷を録せり、

宍粟 今見延槇谷と相合せ、池田村と改む、井尻野の北なり、正倉院文書に「天平二年、賀夜郡日羽郷、宍粟里獲野里」と見ゆ、獲野今詳ならず。

豪谷 又合谷に作る、池田村大字槇谷に屬す、峻岩嶂峙、幽溪從邃、綠樹紅葉之に點綴し、風景奇絕なり、文政年中、武元登々庵、谷中の一石に天柱の二大字を刻す、故に天柱山とも稱す。

（[illegible]谷）

野山 今宮地川谷と相合せ、大和村と改む、大和山鷄足山あり、宍粟川の北源にして、上房郡松山の東嶺とす、宍粟川は長五里、河部川へ注く。

あかずこそ秋の野山の里人は曇なき夜の月を見るらめ（夫木抄、備中名勝考、正安大嘗會名所和歌と云ふ）

美袋 今日羽と相併せ、日美村と云ふ、岡山より高梁新見に通ずる路頭にあたり、河部川に傍れる小驛なり。（高松へ五里、高梁へ三里）

美袋は本美囊の謂なり、美囊を三奈木とよめる例は、播州の郡名に見ゆるごとし、囊袋其音義相通するを以て、淺人妄に改作して、袋を奈木に假るも、無稽ははなはだし、今日美と稱するは益謬なり。

上房郡

上房郡 賀陽郡の北、高梁川東岸の山谷にして、津高郡英賀郡と相界す、面積凡十三方里、一町十一村、人口三万六千、治所は高梁町に在り。

上房は又上方に作る、延喜式和名抄に之を載せず、拾芥抄に至り初めて上方郡あり、即賀夜郡の數郷を分ちて置きたるものにして、上游の地方の義なり。國郡考云、和名抄、賀夜郡、多氣有漢巨勢大石の四郷を後世上房郡とす、其置郡の時代詳ならず、拾芥抄上方を載せたれば、蓋鎌倉幕府以前にあるべし、寛文圖上方と記し、元祿以後、公用上房に作る。

（上方郡）

多氣郷

和名抄、賀夜郡多氣郷。○今上竹莊、下竹莊、豐野、吉川、菅谷の六村と爲る、宇甘川（備前津高郡）の源にして、南は大井日羽の二郷と山脉を以て相限り、西北も山脉を以て有漢巨勢の二郷と相限る。

多氣莊は、東鑑、寛喜三年の條に、備中國多氣莊互禁莊と見え、康正二年造内段錢引付にも「拾參貫參百十九文、澁河右兵衛佐殿、備中國多氣庄、同國安散在分」とあり、後世は竹莊とのみ稱し、菅谷村は竹部とも云ふ、然らば多氣は建部の略稱にや。○正倉院文書、天平二年大税帳に「賀夜郡多氣郷、田次里、物部里」と見ゆ、田次は今田土と訛り、下竹莊村の大字とす。

（竹庄）

乙巳春三月、扈從世子君、巡部途中作、　方谷

大東巡部自揚鞭、出谷春禽亦駭飛、獨有山櫻無意緒、風花亂點侍臣衣、

（田次）

恩市官逆未乞身、被[illegible]未過故園春、猿鶴相看應怨殺、[illegible]家東寫山人、（西方村余[illegible]里、亦在巡行中）

竹莊北去亂山多、獨揚相交吠犬牙、村吏自言諳地嶮、東西指點向人誇、（自竹莊、至有漢、他封交錯、最爲難辨）

吉川 此村は古事談に「八幡の樂人大神元正が、備中國御領吉河保へ下向」とある地に當るごとし、元正下向の事は十訓抄にも見ゆ。

有漢郷

和名抄、賀夜郡有漢郷、訓宇萬。○今有漢村、上有漢村是也、多氣郷の西北にして、烏井川の上游也、北は水田、中井（英賀郡）の二郷と山嶺を隔て、西南は巨勢郷に接す。

有漢は後世宇加牟と唱ふ、（高山寺本、已に宇賀邇と注するは、古訓を改竄したるもの歟）古訓漢を萬に假れるは、丹波國桑田郡漢部郷、播磨國飾磨郡漢部里などに相照らして之を知るを得、蓋古言漢河を阿萬乃加波とよみ、漢に阿萬の訓あれば也、（阿萬は二音同韻なれば、母音を上略して萬に假る）狩谷掖齋、和名抄の天河に箋注して「夏小正傳云、漢也者天漢也、毛詩小雅大東傳云、漢天河

也」に曰へるも、此[illegible]を疑問すべし、然るに[illegible]河の語は、催上し書に倒置を存せずして「[illegible]君[illegible]作[illegible]河、或源君作河[illegible]、後人轉寫倒置、亦未可知」と論せらる、今按するに漢を河為（アマルベ）に假れるは、漢河の語に出つ、播磨風土記にも風部里の假借あるを見れば、漢河を以て源君の誤作倒置と爲し難し、尚所考あるべし。

村國式云、有漢、高本目云字萬漢、高山寺本字賀漢、舊作字[illegible]米、米通一[illegible]河、字漢米者古雅也、弘仁三年紀、賜外從五位上字漢米公色男、是字漢米氏、所居因名、天平二年大税帳、賀夜郡有字漢[illegible]。

巨勢（コセ）郷

和名抄、賀夜郡巨勢郷。○今巨瀬村存す、東鑑、寛喜三年の條にも巨勢莊見ゆ、府志に松山高梁川西を、すべて巨勢莊なりと曰へり、或は古瀬に作る。

高梁（タカハシ）

今高梁町と云ふ、戸數二千、河部川（此にて高梁川と云ふ）の東岸に在り、舊藩の城下町にして、今も上房川上二郡の治所たり、岡山を距る十里、一名松山（マツヤマ）、近時高梁町松山村の二區に分つも、本來一地兩名とす。

（松山）

府志云、天慶年中、海賊伊豫掾純友叛の時、備[illegible]氏軍功あり、備中河内兩國を賜はる、[illegible]氏[illegible]は河内に[illegible]知し、[illegible]は備中を知行して、松山城を築き、假名を高橋と稱しけり、壽永二年木曾義仲追討の爲め、侍大將五人の内、高橋判官長綱その一人たり、元弘の合戰に鎌倉方の大將たりし高橋九郎左衛門尉、同舍弟大五郎、兩六波羅に下向に隨ひ、軍功を顯す、大（オホマツヤマ）松山に高橋九郎左衛門、小松山に大五郎とて、當國の守護たり、觀應元年、高橋中務大輔宗光、備州任政合戰の先陣として、軍功太平記に出る所なり、高橋氏やがて伯耆國へ移り、高橋後守護は、上野家より備中守[illegible]を賜り、松山城へ入部す、太平記曰、正平十七年、宮方（山名方）多治目（タヂミ）楢崎を侍大將にて、備中の新見へ打ち出でたるに、秋庭三郎多年拵へすまして、水も兵粮も卓散なる松山の城へ、多治目楢崎を引き入れしかば、當國の守護高[illegible]後守師秀、可戰樣なくして、備前の徳倉の城へ引きければ、國人一人も順ひ附かずといふ者なし、只陶山備前守ばかりぞ、南海の端に添ひて、僅なる城を拵へて、將軍方とては殘りける云々、かくて師秀敗死の後は、秋庭三郎重信城主たり、其子備中守之重之を相續す、重國は本三河國の產にして、秋庭妙鶴丸と號して、尊氏將軍の寵臣たり、其後上野伊豫辨の苗裔上野刑部氏之、三河國小谷より當城に入部、同備前守賴久相續たり、其のち攝津の城主庄備中守[illegible]資は上野と合戰、備前守敗北して[illegible]資城主となる、萬貫の地を領知し給ふ、弘治年中、其子の[illegible]吉田左京亮[illegible]辰、當國[illegible]下の守護として、大松山に在城たり、元龜元年、爲資嫡備中守高資毛利家と合戰、終に自殺、高資討死、天文二年、又備中守[illegible]、松山の城を持て、元龜元年まで三十八年なり、高資[illegible]男は兵部大輔高資と申侍る、元龜二年より三村備中守元親城主たり、[illegible]男修理進元親、天正三年六月毛利家の爲に切腹す、其後城の守護人を毛利家より置かれ、慶長五年收公、御手代官を置かる。○備中兵亂記云、作州月田（ツキダ）山には三村元[illegible]、檜[illegible]彈正忠元親居城す、元親叛[illegible]の由を聞き、元[illegible]所縁の者よと[illegible]せられさる前にとて、松山へ與せぬ由を披露せり、其の[illegible]は早山王に馳出て、佐井田山を責しかば、不叶とや思けん、天正二年十一月に、三村兵部丞を初として、松山へ蓄けり、穂田[illegible]の城は毎度の合戰に勝利を得れば、暫く相障へしかども、此度加勢なかりしかば、保つべき樣なく、佐井田と同日に松山へぞ退けり、有漢にも一城あり、[illegible]には矢[illegible]田山野山[illegible]城數箇所日々放火すれど、松山には事ともせず、[illegible]て櫓をあげ、塀をぬり矢間をきり、[illegible]をはり動木をつり、石をたゝみ塀を結ひ、天[illegible]をからみ亂杭を打、[illegible]持せ紙をうめ、[illegible]をつき長木をさきたて、[illegible]をさき、拵て廿一丸をば、犬の潜るべき樣もなく、天は鳥も通はぬ樣に拵。

十かへりの花さきぬらし松山の梢をたかみつもる白雪。（新續古今集永和元年大嘗會主基方）

（松山城址）

近世の松山城は、元和三年、池田備中守長幸（[illegible]長吉の子にして、因州鳥取より轉ず）の所領する所也、寛永十六年、水谷伊勢守勝隆封高六万五千石、子長[illegible]封、[illegible]（常陸下館より轉ず）之に代り、孫勝美に至り、元禄六年除封、嗣に嗣子なかりしを以て也、元禄八年、安藤對馬守重博入部し、其子信友、正徳元年美濃國加納へ轉し、石川主殿頭總慶之に代りしが、又伊勢の龜山へ轉す、延享元年、板倉相模守勝澄、[illegible]山より入部、五万石、世襲して明治維新に至る、明治二年、松山を伊豫に同名あるを以て、改めて高梁と曰ふ、高梁は松山の別稱なり。

賀夜備考云、檀紙は大高、間似合、[illegible]紙、松皮等の數名に分つ、厚白にして紙文[illegible]なり、松の皮[illegible]の如に似て、或は[illegible]の用紙に充つ、[illegible]檀紙とは古へ[illegible]手[illegible]にて造しより、字を書するに墨色殊に佳なり、往時朝廷の用に供し、或り拉の紙の後に出でしなる可し、まゆみの皮には纖維多くして、紙を抄造するに宜し、[illegible]檀紙の製は[illegible]に懸け乾して、皺の生じたるを朝露に曝し、少く敲打し、黑る後板に貼附して乾すなり、又古昔の檀紙は打たる故無紙なりと云ひ、備中國高梁の産を以て上となす、大高の名稱之に因る。

大石（オホイシ）郷

和名抄、賀夜郡大石郷、訓於保伊之。○今詳ならず、高梁及び川面などにやと曰へり、本郡又生石郷あり、當に於比之と訓むべし、此二郷同名にあらし、[illegible]なきあたはず。

川面（カハモ）

今川面村と云ふ、高梁の北一里半、高梁川に沿へる村落なり、川面と高梁の間に今津村あり、今八

川と相併せ津川と改稱す。

高梁（タカハシ）川

備中大川(河部川)の上游にして阿賀郡千屋（チヤ）の山中に發し、南流新見に至り、熊谷川を容れ、石蟹に至り川瀬川矢戸川を容れ、稍東に傾き、小坂部川を容れ、高梁に至り鳥井（トリヰ）川を容る、(源より此まで凡十五里)以下成羽川と相會ひ、漸く下游に就き凡十里にして水島洋に注く、一名松山川。

阿賀郡

阿賀（アガ）郡

高梁川の源地にして、大略其東岸を阿賀とし、西岸を哲多と爲す、今凡三十餘方里、人口三万三千、十五村に分ち、新見を治所とす。

(英賀郡)

阿賀は三代實錄「貞觀八年、下知備中國哲多英賀兩郡、百姓給復二年、以旱疫也」と見え、和名抄にも英賀に作り、阿加と注したり、後世阿賀に作るものあり、正保國圖以降、公用に阿賀と定め、今之に仍る。英賀哲多は一山谷の間に在り、郡郷は堺境移動ありしごとし、(新見郷須部郷を參考すへし)英賀は名義上田（アガタ）の謂ならん、縣に同し、阿賀多を下略し、阿賀とす。

藤原保則傳云、保則、貞觀八年、爲備中權介、先是比年饑饉、道殣相望、群盜公行、邑里蕭條、英賀哲多二郡、在山谷間、去府稍遠、郡民或劫掠相殺、或逋租逃散、境內丘墟、僅有噍丁、前守朝野貞吉、爲治苛酷、郡司有小罪者、皆帶鉗鈦、人民犯盜者、捕案殺之、囚徒充塞、僵尸塞路、保則到任之初、施以寬政、宥小過、存大體、放散徒隷、授撫賑恤、勸農桑禁遊獵、於是百姓襁負來附、如歸、田園盡闢、戸口殷阜、門不夜扃、賦稅倍入、徵受租稅返抄三十四年、受領遂抄十一年、自古以來、未嘗有此類也、

(縣國)

國造本紀云「吉備中縣國造、瑞籬朝(崇神)御世、神魂命十世孫、明石彦定賜國造」と、此吉備中縣と云ふは、吉備の中縣（ナカツアガタ）の謂なれば、即阿賀郡の地を指す、仁德紀に吉備中國見ゆ、國郡制置の時其地を備中と稱し、縣を阿賀郡に屬したる也、又哲田郡も此縣國の域内なりしこと、地形を視て之を悟るべし。

水田（ミヅタ）郷

和名抄、英賀郡水田郷、訓美豆多。○今水田村(官屋)、五名、山田の三字あり、上水田村の二に分る、本郷は東南隅にして、美作國眞島郡美原郷に接し、溪澗は東流して美作の高田川に入る、備中川の名あり。

康正二年造内裏段錢引付に「花房某、備中國水田庄、又水田郷」と見え、南部の西遊記には、水田邑の山中に、俗にカ子チ山と稱する洞穴あり、鍾乳をカ子チといふと曰へり。此鍾乳（カネチ）山は上水田村、字井戸尾に屬し、井戸（ヰドノ）洞とも稱す、蓋延喜式「英賀郡、井戸鍾乳穴神社（ヰドノカネチノアナ）」とあるもの此に存す。

(鐘乳山)

三代實錄「貞觀元年、典藥寮出雲朝臣某嗣、於備中國採石鍾乳」とあれば、此時より官採ある歟、和名抄云、新撰本草云、石鍾乳、出備中國英賀郡、和名以之乃知」と、イシノチと訓むを正とす、然れども延喜式鍾乳と載す、鍾は鐘の字なれど、鐘字にかけて古へよりカ子ノチとも呼びしや、亦明白とす。延喜典藥式に備中國進貢年料雜藥の中に石鍾乳六十斤(鍾乳六十斤とも載す、)此鍾乳穴今洞口高三丈、廣二丈、內に入る數十間にして、穴漸窄まり、其隧道の終極を探りしものなしと稱す。

國郡今いさかへむ泉井のきみが御代にはたえしとおもへば、(大嘗會和歌集、治暦四年主基方備中國泉井)

(井殿)

名所考云、泉井は井戸の鍾乳穴神のおはす地の、泉井を名所とする歟、他に川上郡小泉村、下道郡有井村にも泉井と云ふものあり。

壬子之歳、自作州歸、取路備中井殿（ヰド）、入鍾乳穴、々人擁炬長竿及燧、前先導、下嶺谷窟、洞門在南壁、僅容人、始投、奇寒氷肌、稍入左折、深黒如漆、穴人乃熾炬束火、用鏡前盤、豁然如入別世界、審視之、有物參差而出、不知其幾千萬、立者、臥者、圓者、方者、稱者、肖者、或人、或鬼、或鳥、或獸、奸者者、驚若者、如虎相噬者、如兩牛相角者、如百蛇相交纏者、如悍夫張拳相毆者、時聞錚然有聲、乳之滴也、其餘大腸一、小腸一、釜二、笠二、餠盤二、俎一、鏡一、浮圖數十、蜂數十、柱數十、肝數十、形皆區異、實天下之奇觀也、穴人曰、公等欲見天堂乎、乃着火竿頭、稍々乎擧之、高至空際、彷彿見如諸佛菩薩、獨紫雲降者、怪亦甚、只恨火力短、目不了了而已、(耻庵文草)

中井（ナカツヰ）郷

和名抄、英賀郡中井郷、訓奈加都井。○今中津井村及び中井村(古名西方（ニシカタ）)是なり、水田郷の西に接す、

ちとせまで貢備る我君のなか井の水の年經たるかな、(夫木鈔、備中なかゐ)

千年積む御代のためしにつきそむるなかゐの稻の年經たるかな、(大嘗會和歌集、治暦四年備中國)

中井と云ふは、文字によりてナカヰとよむる也、又高岡社中津井村に在り。(名所考)

はふり子が祈るもしるし高岡の社の神も君をまもれる、(大嘗會和歌集、長和五年備中國高岡社)

(齋田)

齋田（サイタ）城址は中井郷に在り、府志云、戰國の比、中井郷佐井田城に、植木藤資同秀長と云ふ者居る、秀長は一年三好長基に加勢し、淀堤の合戰に、大內家を破り、功を以て水田莊を賜る、秀長の子秀資は浮田に屬し、又尼子に屬し、毛利氏に攻められ、雲州へ走る、其孫々左衞門再

略郷し、天文廿一年、作州高田城主三浦元兼を斬る、元亀中より三村氏の有となる。○日本外史補云、永禄十二年、浮田直家、使其世家攻備中、松山、猿田、鳴滝諸城倶陥降、已而毛利元就、使其子元清、入備中、諸城復叛、應毛利氏、猿田城主植木秀長不降、来告急、直家遣将援、拒毛利氏、秀長自城中出、夾撃破之、元亀元年、直家入備中、攻佐井田城、三村元親救之、元清松山城主元親兄也、直家撃破元親、城兵遁走松山城、後毛利氏囲松山城、滅三村氏。

皆部郷（アザベ）　和名抄、英賀郡皆部郷、訓安多、高山寺本、訓安作瀬。○今皆部村存す、中井郷の北に並び、アザベと唱ふ、而も和名抄に安多とあるは怪むべし、安左の誤にや、黒瀬考には論して曰ふ註文の多は濁音に呼ぶべし、ザをダに讀るは、キザハシをキダハシと云ふ類なり。

村社郷（ムラコソ）　和名抄、英賀郡村社郷。○村岡氏の説によれば、今の唐松（カラマツ）、草間、豐永の三村にあたるごとし、皆部郷中井の西にして、高梁川の東に達る。村岡氏云、村社、諸本作林郷、以字様相近、致誤也、今訂正之、當國云年具注暦、高山寺本不訂之、備中集成志、村社庄、又稱唐松庄、領家松井山土肥氏。

（唐松）

延喜式、英賀郡比賣坂鐘乳穴神社は、今豐永村大字赤馬（アカマ）に在り、赤馬乳穴に滝きて神を祭れる也。〔神祇志料〕

（赤馬）

草間（クサマ）　今草間村と云ふ、皆部の西、高梁川の東なる大村なり、郷名を缺く、和名抄英賀郡林郷と云ふものあれど、林の上か下に一字を脱す、或は疑ふ林は村の誤にて、其下に間字を脱することを。○草間は高梁と新見の間にして、各三里許とす。

今草間村大字土橋（ツチバシ）に湯川の名のこる、即玄賓僧都の隠栖したる處と云ふ。〔名勝考〕

（湯川）

備中國湯川といへる所にて

山田もるそほつの身こそ悲しけれ秋はてぬればとふ人もなし、〔續古今〕　玄賓

贈賓和尚　弘仁帝

賓公遁跡是甫久、万事無情寄寂然、水月得常言空性、風雷未敢動安禪、苦行獨老山中室、與嬾偶宜林下泉、遙想□香深谷處、寒々日夜著寒煙、〔凌雲集〕

哭賓和尚　弘仁帝

大士古来無住着、名山所師老風霜、隨縁化体順壊久、歸正真檀忽滅亡、松掩□居翳茂、草閉新墳滿荒涼、生前賓席空留月、歿後金爐誰待香、〔文華秀麗集〕

釋書云、玄賓、性厭喧囂、又疾族人道鏡、隠楯□帝、潜入伯州之山、桓武帝有病、遣詔山中、乞賓加、至化雖遁、乃召赴、而入都、上病愈、辭歸山、大同帝□、返輦下、開付官押下、潜遁去、往備中州湯川寺、弘仁帝貴其操履、晋問不絶、毎年賜布、又賜宸書、又勅哲多郡、賓上人在世、彼郡免米租、只貢鐵、蓋勞賓之供費也。

丹部郷（タヂベ）　和名抄、英賀郡丹部郷、訓多知倍。○今丹治部村なるべし、皆部郷の北にして、小坂部川の谷に在り。

拾芥抄に、昔平安城造宮の時、備中備後二國の丹治氏、宮門を營成して之を達智門（ダツチ）と曰へりと見ゆ、本郷即其丹治部氏の遺蹟とす、盛衰記に備中國多治部太郎、一谷城に於て、平家方なりし事見え、太平記に多治目備中守、松山合戦の時見ゆ、皆此地の郷士とす。

（丹治部）

刑部郷（オサカベ）　和名抄、英賀郡刑部郷、訓於佐加倍。○今刑部（オサカベ）村、上刑部村是也、丹部郷の北とす、刑部は古姓氏なり也。

小坂部（チサカベ）（今刑部村）は、刑部丹治両郷の中央に位置し、美作國高田より、英賀哲多に入る咽喉にあたる。（高田の西三里半、新見の東北四里）○文正元年年貢注文「備中國小坂部郷内、御年貢錢、合貳百貫文之内、門拾貫文御免物、但此内四貫下行在候、定残百貳拾貫文、□下行見候、宗□人數在候、残分拾七貫六百文」〔東寺古文書〕

（小坂部）

小坂部川（チサカベ）　上刑部村の大井野に發し、西流大佐山の東麓を経て、小坂部驛を過ぎ、丹治部村を貫流して、高梁川に注ぐ、長凡八里。

大佐山（オホサ）　上刑部村の西嶺にして、昔年千屋實谷の三村に跨る、備中北境の大嶺也、山勢雄偉、四方環列の群山に上に超越し、美作伯耆の境より、之を望見すべし。

新見郷（ニヒミ）　和名抄、哲多郡新見郷、訓爾比美。○今英賀郡に入り、新見村及び谷（タニ）村なるべし、小坂部川の西に隣る、一山脈を占め、其新見村は、高梁川の東岸に倚れり。

新見は新家（ニヒノミ）の義なるべし、東寺記に「元弘三年九月、天下一統之初、被寄付備中國新見庄地頭職」とあれば、東寺の所領たりしことあり。○府志云、太平記に備中の□を記して、眞壁、陶山、成合、新見、多治目とあり、又楢崎と云へり、楢崎氏即新見の郷士にて、累代高尾に居城し、永禄四年、毛利家に屬し、後左衛門尉景、備後國久佐へ移る。

新見（ニヒミ）　今新見町と云ふ、英賀哲多の治所にして、人口四千四百、岡山市を去る十九里、山中の邑とす、新見より以下、高梁川の舟筏往来す、然れども猶が瀬、早瀬の難ありて、危険を免れず。

江戸幕府の時、新見は関氏の邑地たり、関氏の先は美濃の人十郎右衛門長市に出づ、長重の孫成次は作州森左中将忠政に仕へ、其子長繼は忠政の子養する所と為り、森氏を冒し、即一万八千石の食邑を、其甥長政に與ふ、之を関氏の祖とす、元禄十年、作州森氏国除、長政は新見に移され、食邑舊の如し、陣屋を建て、世襲して明治維新に至る。

黒髪山（クロカミ）　新見村の東に聳ゆる山嶺とす、法曹と稱する觀音堂、山中に在り、古歌によまる名山なり。〔府志〕

ぬば玉の玄髪山をあさこえて山下つゆにぬれにけるかも、（万葉）旅人のますげの笠や朽ぬらんくろかみ山のさみだれの頃、（府志、玄賓僧都）

熊谷 新見の東北なる山谷にして、熊谷村熊谷川（長岡里大佐山に發す）あり、東鑑に見ゆる佐々木盛綱の藤戸渡從軍の中に、熊谷四郎志賀九郎云々とあり、熊谷は此地の在名なれば、志賀は英賀の誤寫と曰へり。（熊谷に炭酸泉あり、温七十五度許と云ふ）

千屋（實）（花見） 今千屋村と云ふ、高梁川の源頭とす、大佐山の西麓にあたり、伯耆日野郡に堺す、實村とも云ふ、山谷所々に鐵坑多し、謂ゆる吉備の眞金の産地とす、

今ぞ知るちらぬ櫻の花見山風もうららに治まれる世を、（夫木）

今千屋の大字に花見存す。○吉備の鐵山は古より其名あり、然れども備前の地に産せず、謂ゆる「眞金ふく」の山は備中高梁川の溪上に在り、中にも千屋を推して第一と爲す。延喜式、諸國調庸例貢の中に、備中よりは鐵を進めしことを見る、備前備中の刀劍工の造料に供せる鐵物も、皆高梁川の山中に出てしを悟るべし。

治暦四年、主基方、備中國千屋野、秋花賞閑

君か世のちやのの草の一方になびくや民の心なるらん、（大嘗會歌集）

哲多郡

哲多郡 高梁川の源地にして、其西岸なる山谷を占めたり、即阿賀郡と相合ひ、一區域を爲す、故に古より英賀哲多と連唱せらる、今面積凡二十五方里、人口二万二千、九村に分ち阿賀郡の兼治とす、備中に於て最邊遠の山中とす。

哲多は古訓テタなり、後世文字に依りてテツタと呼ぶ、英賀哲多の二郡は、三代實錄并に藤原保則傳に列見し、其以往の事を知らず、姓氏錄に額田部低田連あり、蓋低田連此に移住するものありて、哲多の地名起る、其始末詳ならず。○姓氏錄、大和神別、額田部低田連、天津彦根命三世孫、意富伊我都命之後也。（一書に低田を「稱續紀、天平寶字二年、額田部宿禰三富、本姓額田部川田連也」とあるに牽合して、河田に改竄したるは、妄改を免るゝ能はず）（低田）

額部郷 和名抄、哲多郡額部郷、訓奴加多倍。今詳ならず、阿賀郡の千屋村及び本郡の新郷村にやとも云ふ、然れども新郷には新野山ありて、一說之を以て哲多郡新見郷の故地とし、今の新見村は新郷名の地にあらずと爲す。

姓氏錄に、大和國神別、額田部低田連あり、低田は哲多に同じければ、彼國より額田部の氏人、此山間に來住し、哲多郡また額部郷の名字も起れりやに想はる。

上市（井村） 今上市村と云ふ、井村西方等の大字あり、高梁川の西岸にして、新見驛の西北一里とす。

府志云、井村は弓の葉の城主新見氏は、當郷の名族也、天正年中左衛門尉春信に至り、毛利家に屬し、遂に退轉す。

大飯郷 和名抄、哲多郡大飯郷、訓於保比。今詳ならず、上市などにあたる歟、井村は於保比の比の誤りて、井となれるにやと疑はるれば也。

神代郷 和名抄、哲多郡神代郷、訓加無之呂。今神代村、并に新郷村の中ならん、井村の西、川瀨川の山谷にして、伯耆日野郡并に備後奴可郡と相接す、神鳳抄に「備中國神代野部御厨」とあるは此也。

釜 今高瀨及び千屋の中を割き、釜と合同して新郷村と云ふ、釜は井村の西北二里、伯州日野郡石見驛に通ずる山路あり。

矢田（野馳） 今上神代村と合せ矢神村と改む、井村より備後奴可郡東城驛に通ずる山路之に係る。○村岡氏云、高山寺本、野馳郷、作野馳、訓乎多、乎波多夜、備中集成志云、哲多郡矢戸庄、領矢戸矢田二村、是其地也。

川瀨川 神代郷中の溪澗を併せたるものにして、東流石蟹に至り、大野部川と共に、高梁川に入る。

野馳郷 和名抄、哲多郡野馳郷、訓乃知。（高山寺本、野馳訓乎馳、不審）○今大野部を改稱して野馳村と云ふ、其據あることならん、矢田の東南にして、石蟹の西とす、新郷村も古郷の中なりけん。

大野部（野邊） 今野馳村と云ふ、神鳳抄野邊御厨は此なりと云ふ、大野部の溪流は、東流、矢戸（今万歳村）に至り北轉し、石蟹に至り、川瀨川とともに高梁川に入る、長五里。○神鳳抄云、備中國、内宮神代野部御厨、花山院右大臣家領、建仁二年建立之、供祭物上分料、鐵貳千挺、口入料鐵千挺。

石蟹郷（石賀） 和名抄、哲多郡石蟹郷、訓伊波加。○今石蟹村、本郷村并に万歳村なるべし、井村の南、野馳の東とす、和名抄に伊波加美とよむは、文字によれる唱呼にして、古訓にはあらざるべし、東寶記に一谷城構の條に、備中國石賀入道とありて、今も伊志賀と唱ふれば、古訓は必定伊志賀とす。（高山寺本以之賀と註せり）

矢戸（萬歳） 今萬歳村と改む、萬歳井あり、後冷泉院永承元年主基方の名所なり。（名所考）

君が代にもろ人のくむ萬代の水はつきせぬ岩井なりけり、（大嘗會歌集、萬歳井有淸水人）

豐岡 今本郷村と改む、大字宮河内に豐岡明神あり、正安

大嘗會の名所とす。〔名勝考〕
時にあふ民の心もやすらけき御代のはじめの豊岡のさと、〔夫木抄、備中豊岡里〕

川上郡

川上郡 哲多の南、上房の西、備後東條川の末なる山谷(成羽川と云ふ)を占む、今面積凡二十七方里、人口四万三千、十六村に分つ、上房郡の兼管とす、川上郡は延喜式に載せず、拾芥抄に初出す、和名抄下道郡の四郷を割きたる者とす、蓋上房郡と同時代に分置せられし也。

近似郷 和名抄、下道郡近似郷、訓知加乃里。○今高倉村(田井)落合村(阿部)松原村(春木)等にあたる、高梁川の西岸、西北は哲多郡石蟹郷に至り、西は成羽郷に至る、近似の字は高倉落合の二村に存すと云ふ、(高梁の西岸の山村なり)

(近則)

近似郷は後世近則庄と称したり、似に乃里の訓あるは古書に據り證言すべし、伴野氏云、似をノリと云ふは古也、神代紀に似字ありて、釋紀に乃利と訓ず、崇神紀に井似をノラジと古訓あり、推古紀にもノレリの訓ある所あり、古書にナス、ニス、ノスは同音を為す、古書似はニセ、今似をのみふることとはなりぬ(和訓栞に據れり)

田井 今高倉村と改む、秋坂山に城址ありて、土人田井信高の故墟と傳ふ、信高は太平記に見ゆ、元弘三年備山城に籠もりたる人なり、然れども備前児島にも田井浦あり。

成羽郷 和名抄、下道郡成羽郷、訓奈之波。○今成羽村、東成羽村(下原)及び中村、宇治村、吹屋村等をすべしとし、近似郷の西南にして、成羽川の両岸に渉る、成羽は或は鳴羽に訛る、和名抄奈之波とあるを古書とする説、名義詳ならず。

(鳴輪)

地學雑志云、成羽、地域近傍に、水蝕を免れたる三疊系シュードモノチス層の小區あり、同層は二種岩層の互層より成る、即ち一はシュードモノチスオコチカの外、識別し難き二三の腕足類遺殻を含有する粘土質砂岩にして、他は砂岩質頁岩なり、砂岩は其大部を占め、其間に保存全からざる木化石を含有する炭質頁岩の薄層を挿入す、又云、本邦の地史上に於て、中生代の初期には、吾群島は既に亜細亜大陸の東方に縁側を構成したるならん、其理由は朝鮮及び北支那に於て、中生代及び第三紀時代の海中層を見ることなく、本邦にも三疊系の海成層は、只備中の一小區域に止まり、其他點々散在するも、皆小區域に限られたるにて之を知る。

成羽 今成羽村と云ふ、成羽川の北岸、高梁の西二里とす、近世山崎氏の封邑にして、其陣屋ありき、府志云、永正年中、三村備中守宗親、信州洪江より備中成羽に移り、其嫡男家親は松山城を取り之に移り、二男親成の子孫太郎兵衛、相續き在城したりしが、天正の初め松山と共に毛利氏に滅せらる。(按に元和三年、山崎左馬允家治、因州若佐より成羽に移封、三万五千石、(家盛は江州佐々木の支族なり、後世世氏に隷属し封侯に列す)寛永十五年、子甲斐守家治封を肥後國天草に移されしも、三年にして讃岐國丸亀に轉じ、五万五千石を食す、明暦三年虎之助治頼卒し、嗣子なきを以て除封せられ、族主税助に成羽の舊邑五千石を給せらる、乃累代して明治に至れり、謂ゆる旗本交代寄合是也。

(成羽城址)

吹屋 今吹屋村と云ふ、成羽の北二里半、山中に銅鐵を出す、方今推して備中の宝山と為す、吹屋は古書に白金場の義也、府志には吹屋山は大江匡房のよめる白金山なりと曰ふ、
白金の山の間なる樹の花よろづ世ふべき春にさきけれ、〔歌枕名寄〕
按に延喜主税式に「凡鑄錢年料、銅鉛者備中國六百斤、毎年操送」と載す、白金山とは其鉛礦にあらずや。

(白金山)

下原 今東成羽村と改む、成羽川の南岸にして、成羽村と相對す、二村相近く、相合して一市街を成す。

玉 玉村は今玉川と改む、下原の東南にして、下道郡水内村に接近す、大嘗會の名所とす。
くもりなき月日にそへていとさしく光まされる玉の村かな、〔大嘗會式集、長和五年主基方〕

呉妹郷 和名抄高山寺本、下道郡呉妹郷、訓呉末。○刊本には呉妹に作り、當訓クレセとあれば、之を妹山の邊に牽引せること、別に見ゆるごとし、然るに高山寺本呉妹に作り、今川上郡に呉妹庄を傳ふ、呉妹と云ふもの果して是れるにや、今猶存して其名を傳ふ。村岡氏云、今呉妹庄、備川上郡、王師呉妹之時

湯野郷 和名抄、下道郡湯野郷、訓由乃。○今湯野村存す、成羽郷の西にして、備後奴可郡界に接す、高梁川の北岸とす、近世は油野に作れり。

成羽川 備後の東城川の末にして、本郡に入り成羽と云ふ、州界より七里、阿部村(今落合村と改む)に至り、大川(高梁川)に注ぐ、水源奴可山を距る凡十五里。

穴田郷 和名抄、下道郡穴田郷、訓安奈多。○今高山村、平川村、富家村等なるべし、成羽川の南岸にして、西は神石郡(備後)、南は後月郡に至る、方俗

穴田と云はず、穴門（奈加止）と云ふ。按するに成羽郷の宇治村に大字穴田（アナタ）存す、府志には穴田郷と穴門郷を別立せしめたり、地形の上より見れば宇治村は成羽郷に入るべく、穴門郷は和名抄の穴田郷に當るを知る。

穴門山（アナトヤマ／ナカト）神社 今高山村大字高山市（タカヤマイチ）に在り、延喜式下道郡の官社也。神祇志料云、穴門山神社は高山市の赤濱權現是なり、本社の後に所謂穴門あり、入ること七八間にして、石門とも云へき形ありて、之を城戸（キト）と呼ふ、一城戸、二城戸、三城戸と云ふ、以て穴門山の證とするに足れり。赤濱（アカハマ）宮は高山市村にあり、穴門山の神社と稱す、昔豐鋤入姫命詔をうけて、天照太神の鎭りまさむ宮地を覓給ひ、しばらく此名方（ナカタ）濱宮にましくしより此かた、天照太神をいはひ奉る、千載集に云「後一條院御宇、長和五年、大嘗會主基方（スキカタ）御屏風に、備中の國長田（ナカタ）山の麓に、琴引遊ひしたるところを讀る、

善滋爲政朝臣

千代とのみ同じ琴をぞしらぶなる長田の山の峰の松風」

當社に、巖穴有、いまだ曾て其深さ限りを知らず、或人松明を取て僭入る事數町、蝙蝠面に遮り、飛事幾千万、流水あり、河邊に徘徊する時、向ひ岸に異光を現す、驚て歸り來る闘もの[illegible]を許す。（府志）

按に穴田穴門は相通し、其石窟の門戸の狀あるより起りて、祠名と爲り、又郷名は轉せる也、穴門を正とす、而て府志にアナタもしくはアナトと訓まずして、ナ之タナ之カト（ナカト）と曰ふ、是れ一考を要する所也、穴字は本訓アナなり、然れども二音同韵なれは、上略してナの一音に假借すべし、大名持神を大穴持神とも作り、漢のア（アマ）を上略して漢字をマの一音に假る、皆同例とす、國名穴戸を長門（ナカト）にも作るも之に同し（穴戸をアナドと訓むも害なし）且再考するに、穴の本訓安奈と云ふ言葉は、奈を其根元とたるにあらずや、卽古言に於て奈といふも安奈と云ふも、共に穴竇の義也と思はる、按するに美濃も濃も共に𥨸嶺の義なるがごとし（府志に、天照大神の名方濱宮は此なりと云ふは、附會の說たるを免れず、名方濱宮は紀伊國に在り）

高山（タカヤマ） 今高山村と云ふ、成羽の西南四里、後月郡界の嶺上に在り、高山の城寨は、毛利と浮田尼子の相爭へること、陰德太平記備中兵亂記等に見ゆ。

府志、元曆年中、散位藤原資親、備中の在廳として、穴門郷を領す、盛記に有、元弘の比は、日野中納言資朝本主にて、代官には田口又四郎、在役は日野山田口山とて事あり、元治二年、日野家より石碑を建る、世に文字石と稱して崇貴せり、享保年中迄凡四百余年に及ぶたれども、篆字正しく傳はれり、佐渡國に遷り給ひしより、建武三年四月、武者所目山民部少輔自國の御遺書を以て、平川掃部介源高氏家臣に任じ、當穴門口を（自國の遺書には穴斗と記す）拜領し、江州より備中に移て、當城を開基す。

平川（ヒラカハ） 高山の北に接する山村なり、穴門（ナカト）谷、岩屋（イハヤ）山等の古蹟ありと。（府志）

手（テ） 舊庄名なり、今手莊（テノシヤウ）村、大賀村（大竹仁賀）日里（ヒノサト）村（黑忠）等とす、高山の東とす、手莊の大字に地頭あり、地頭（チトウ）は山中の小驛とす。

（地頭）

府志に、手莊七地山の國吉城は、永正十一年より三村氏の屬寨にして、天正二年落城と云ふ、毛利元就記に「毛利の軍勢、手の城へ押寄攻戰、然處に宍戸隆家武略を以て、惣陣を拙て手勢一分にて城へ亂入し、三村越中守比那門幡守を打取、部合頸數三百餘也、名擧の義を申す」とあるも此なるべし。

黑忠（クロタダ） 今日里（ヒノサト）村と改稱す、何の義たるを辨せず、地頭の東南一里、小田郡界に接す。

弟翳郷（テ） 和名抄（高山寺本）下道郡弟翳郷、訓弖、國用手字。○後の手庄にあたるべし、然れども我本には弟翳を弟と訓めり、弟に弖の訓あれど、弖の方やや信にちかし、地形合ふ。

下道郡

下道郡（カダウ／シモツミチ） 備後大川の西、川上郡の南、小田郡の東、淺口郡の北なる小郡なり、今面積九方里、人口二万八千十四村に分つ、治所は岡田に在り。

（下道國）

下道郡は和名抄之を志毛美知と訓み、古の吉備下道國の本據なり、國造本紀に「下道國造、[illegible]輕島豐明朝御世、元封兄彦命・[illegible]稻速別、定賜國造」とある是也、應神紀に參照するに一天皇割吉備國封、御友別子等也、則分川島縣、封長子稻速別、是下道臣之始祖也（中略）復以上道縣、封兄浦凝別、是苑臣之始祖也」と載せたり、其川島は淺口郡に遣り、苑（曾能郷）は本郡に存す、卽知る下道國は淺口、小田等を總べたる舊號なるを、後世下道の北境を割き、川上郡を置き、又下道を字音のまゝに唱ふ。

（苑縣）

下道とは上道に對したる名稱にして、京畿へ上ると筑紫へ下る差異より起れる者とす、下道氏は吉備臣の族中に、殊に廣大なりき、古事記に「若日子建吉備津日子命者、吉備下道臣祖也」と見ゆ、天武紀十二年、下道臣賜姓、曰朝臣、聖武紀、天平十八年、下道朝臣眞備、賜姓吉備朝臣なとある者是也、姓氏錄、左京皇別、下道朝臣、吉備朝臣同祖、稚武彦命之孫、吉備武彦命之後也。

水内郷（ミノチ）　和名抄、下道郡水内郷、訓美乃知。○今水内村、原、箭、中尾の三大字あり、下倉村（シモクラ）相並なり、高梁川の右岸にして、玉村川上郡の東南とす、本郡の北陲也、（一書に水内は三門にて、笠臣縣守か大虬を斬りたる地域と云ふ、川島河参考すへし）

秦原郷（ハタハラ）　和名抄、下道郡秦原郷、訓波多八良。○今秦（ハタ）村なり、水内郷の東南とす、秦氏の部民の住める原野の義にして、波多と訓むべし、必しも波多八良と云はず。

石畳神社（イハタヽミ）　延喜式、下道郡の官社なり、國志云、橋本郷秦村に石たゝみ麻佐岐の二社あれど、今廢して祀らず、府志云、石畳神社は秦村の川の邊に、差し掩ひたる石壁あり、此に社字ありしならん、茶臼瀧あり、万葉歌に「岩たゝみさかしき山」とよめる句あり、神祇志料云、石畳神は、秦の下村高瀬川の北の巌壁聳ちて、凡十八丈なるを指す。

正木山（マサキヤマ）　延喜式、下道郡麻佐岐神社あり、神祇志料云、今秦の下村正木山に在りて、猶東石二顆を祭りて、其神體とす。

正木山まさきのかつら（葛鬘に同し）もみちして時雨もときを過へざりけり、〔夫木〕

田上郷（タカミ）　和名抄、下道郡田上郷、訓多加美。○今詳ならず、山田村、新本（シンポン）村にあたる歟、秦原郷水内郷の南にして、久代の西とす。

山田（ヤマダ）（鬼之身）　今山田村と云ふ、秦村の南、久代村の北とす、府志云、山田の高見に鬼之身（オニノミ）城あり、此は昔吉備の冠者の臣有木某の住める舊跡と傳へ、天正年中は、上田孫次郎實賢と云もの、三村元親の爲めに此に據り、毛利の軍を防ぎ力戰して死す、○毛利元就記、三村家親の猿掛（カウヒ）城、三所あり、鬼身の城に上田實親を籠置き、高山の城に石川左衛門尉住す、手の城に三村越中守比那因幡守入道置かる、然るに宍戸隆家先手にて、鬼身の城を攻らる、合戦度々にして、終には實親切腹す。

釧代郷（クシロ）（久代）　和名抄、下道郡釧代郷、訓久之呂。○今久代村及び神在（カミアリ）村なるへし、大原郷の南とす、其山溪は新本（シンポ）川と云ひ、東流し、神在村に至り河部川へ注く。（高山寺本、訓代に作る）

延喜式、下道郡横田（ヨコタ）神社は、今久代村大字横田の地に在り、天正十三年の棟札あり、以て證すへし（神祇志料）

八代（ヤシロ）　今上原、宮原、下原と合同し神在（カミアリ）村と改稱す、昔大原郷とも云ひ、延喜式、下道郡神（ミワ）神社在り、（備前國志）萬葉考辭に三諸戸山は備中に在るへしと云ふ、此八代山などにあらずや。

たまくしげ三諸戸山を行きしかば面白くしていにしへおもほゆ、〔万葉〕

岡田（ヲカダ）　今岡田村、八代の南に接し、川邊驛に近し、近世伊東氏の邑府を置きたる地なり、仍て今に本郡の治所とす。

岡田一万石は、慶長五年、伊東丹後守長實の賜へる地なり、長實通稱甚太郎、豐臣秀頼に仕へ、大坂城番七隊長の一將とす、冬夏の兩役に從事し、秀頼薨去の後、高野山に遁る、徳川氏赦免して川邊の田を給す、子孫世襲、明治の新に至り、其陣屋廢す。

河邊郷（カハノベ、カハベ）　和名抄、下道郡河邊郷、訓加波乃倍。○今河邊（カハベ）村并に岡田村なるへし、八代の南にして、曾能郷の東、大川の西岸とす、延喜式に河邊驛馬二十疋と載し、山陽の驛亭たり、今鐵道線は之に由らずと雖、曾井原小田より岡山に通ずる驛路とす。

しろたへの浪もしつけき色見えて川邊の里にさける卯の花、〔夫木〕

司馬西遊旅譚云、河邊驛の南十二三町に古墳あり、深さ六七尺埋もれて水なし、封域周四百歩、墳の高七間半許、周二百四十歩、所々に石を畳く、今は二十許崩れり、素土にして、赤色なり、此邊地二三十里にも古墳あり、崩れて穴の口あらはる。

河部川（カハベ、カウベ）　備中の大川と云ふ、上流を高梁川（又松山川）と云ひ、源を伯耆州界千屋（チヤ）村の山中に發し、南流新見を過ぎ、川瀬小坂部島井の數渓を容れ、高梁に至り成羽川（備後の東城川）と會し益大なり、是より備東へ南向し、下道賀陽の郡界を劃き、湛井に至り下道平地に就く、以下南流、河邊驛を過ぎ、小田川を容れ、東西二道に分れ、各二里餘にして、水島洋に注入す、凡水源を去る二十五里餘、高梁以下十里は舟を通す。此河水は仁徳紀に川嶋（カハシマ）河と爲すは、其事川島縣の條に詳にす、中世の諸書に河部（カハベ）川に作るもの多し。

毛利元就記、山中鹿之助は、晴久舎子を取立、尼子勝久と名乘せ、上月城に籠居、彼方此方と働を成す、然るに羽柴筑前守殿、何と御見切候哉、無程御引退なされ候へば、鹿不相叶、則國衆久作を打、元へ捧け降參す、隆景手勢にて、毛利家人に召換せ、備中の國へ呼越し、河部と云處にて、天正年中に申付られ、無相違打果済也。（按に山中幸盛の殺は、高梁川と成羽川の落合、川上郡阿部村に在りとも云ふ、今其遺跡を詳にせず）

曾能郷（ソノ）（薗）　和名抄、下道郡曾能郷、○今薗（ソノ）村是なり、河邊の西に接し、近世は薗郷に作り、薗吉備の名あり、吉備臣の一族に苑直あり、即此地に居れるなり。（苑縣の條參考）

氏族志、苑氏、有姓、應神帝時、封御友別兒浦凝別於吉備苑縣、是爲苑直之祖（日本書紀）又有苑部姓、蓋同族也、持統帝時、有苑臣生羽女（万葉集）、聖武帝時、薗臣五百國、爲備中賀夜郡少領（備中風土記）

八田(ヤタ)郷 (箭田)

和名抄、下道郡八田郷、訓也多。○今箭田村存す、曾能郷の西南に接し、山陽道の驛路に係れり。

備中府志云、前太平記によれば、天慶四年、伊豫の海賊純友は、備前國釜島に官軍を破り、四月備中八田の城に押寄せたり、國守義直は、七郎大夫純行、淺原三郎宗清と共に力戰に及びたれども、勝利なく、皆打死をなしたる事見ゆ。

吉備(キビ)寺　鏡林山吉備寺は、眞言宗にして、八田村にあり、蓋吉備大臣の經営する所也、近代公の像を描かしめ、寶庫に收む。〔府志〕東涯紹軒小錄云、備中國某郡、惠良の東に八田村迚あり、其邊に吉備大臣の廟あり、二十年ばかり前に、八田村より一里西に、東三成村と云邊あり、其村の百姓古き塚をほり、藏器を出し、其銘に下道氏國勝國依の母の骨、和銅元年とあり、其骨は邊の地藏院に安置せり、領主伊東伊豆殿國勝の社建立の志にて、地藏院を改め國勝寺と號けらる、骨器の銘に廿字餘ある由なり、國勝と云は吉備大臣の祖父也。

吉備公廟　　菅　茶山

公曾價璧近京師、主聖遷城早見知、北學渇傳周禮樂、東歸更製漢朝儀、爲能血食經千歳、轉信和羹美一時、近日書生委稗說、薦將蘋藻淚先垂、

拜吉備公廟　　頼　山陽

黍圃荒花帶夕曛、豐碑表道仰瞻君、張華博物丈夫愧、胡廣中庸天下聞、綿蕝禮儀興一代、狄鞮國語譜三墳、千年功罪須公論、休向當時徵檄文、

有方錄(寛政八年)矢田村北、官道過焉、道北陵阜、立小石塔、石欄四周、爲黄薇公墳、後人所葺、往年今岡田侯之祖、自巡封内、嘗見發、棺槨露出、見屍骨稍大、自取比之、長公若干、已而公心甚惡、遂得病不起、時人畏怖、爲神之所祟、更修墳塋、當其遇發塲、誌銘明崭頽、無有出者、黄薇公時、文物具備、禮儀悉設、無無之之理、可疑耳、北隣有寺、曰吉備寺、茅宇樸陋、不足觀、藏古時屋瓦、長三尺許、幅一尺餘、以此覆葺、當時之壯、可想、寺東有甃井、黄薇公産時、以斯水浴洗。

弟翳(セ)郷 (妹)

和名抄、下道郡弟翳郷、訓勢。○今妹(セ)村存す、八田郷の西にして、小田郡界に接し、山陽道の驛路に係るを以て妹山(セヤマ)市場とも云ふ。弟は古訓勢と云ふ、翳(エ)は勢の韻にして、古法に合ふ、然れとも高山寺本、成羽穴田の間に弟翳郷ありて、弖國用手と註す、即川上郡手庄にあたり、刊本勢とあるも猶地形に符合し難し、妹村は穗北郷の分地と見る方穩當とす。

今川了俊道行振云、河邊川せい山などうちこねて、星澤と云里云々。大日本史云、延元元年、備中人、莊、眞壁氏等、據勢山城、正平六年、上杉朝定、應足利直義、以備後備中安藝周防兵、與高師泰戰于備中勢山敗。○勢山(セイヤマ)(山勢)の妹山の訛なり、郡郷考に天正十年、毛利氏の築ける猿(サル)掛(カケ)山城は即此と云へり、近年妹村を改稱して呉妹(クレセ)村と云ふ。

秋深みうかぶかげさへなりや川せ山のもみち色ろへて見ゆ、(大嘗會歌集、備中國妹山下有水、居其邊望紅葉)

呉妹(クレセ)郷

和名抄、下道郡呉妹郷。高山寺本、呉妹鄉、訓呉末○刊本にはクレセとよみ、今も妹村を呉妹と改む、然れとも高山寺本に據れば呉妹の郷名なし呉末の譌のみ、尙考ふへし。

服部(ハトリ)

妹村の東南(小田川の南)にて、今穗井田村の大字と爲る、此服部の名あるにより、呉妹とは呉人の居れる勢と云ふ村里ならんともおもはる。

吉備の國には、昔蕃別阿智氏の裔蚊屋衣縫の後などの人々居りしことゝ所々に註したり、呉の服部の祖先を尋ぬるに、應神紀には「阿知使主至高麗、高麗王乃副久禮波久禮志二人爲導者、由是得通呉、呉王與工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女、阿知使主等自呉至、是女人等之後、今呉衣縫蚊屋衣縫是也」とありて、姓氏錄に「工造、呉國人太利須須之後也」と載するは其工女の一人なるへし。

穗北(ホイタ)郷 (陶)

和名抄、下道郡穗北郷、訓保伊多。○今穗井田村あり、其大字陶(スエ)を以て古郷里とすへし、即妹村の東南に接し淺口郡界に在り、陶は製陶の事より起りたる名號。

穗井田(ホキタ) (穗田)　保伊田の訛なり、又穗田に作る、訓同し、穗井田氏あり、亦莊氏と號す、戰國の頃、近郷の地を併略し、猿懸城に據る。天文の末年に、穗井田爲資、毛利氏に降附し、其子高資、永祿三年、三村家親の殺す所と爲る、是より毛利元清(元就の三子)穗井田の家名を冒し、備中口を鎭したり、莊氏の事は小田郡猿懸を參考すへし。

安西軍策云、天文廿二年、備中國成合の三村修理亮家親より、元就に猿懸の穗田を可討と、加勢を乞申に付、二月上旬、元就隆元は備中國、伊末(イズエ)、井原に着陣し、元春は猿懸表に打出給へば、三村家親一千五百餘騎、猿懸の城下へ相働、民屋不殘燒拂ふ、穗田治部はやがて降參す。

邇磨(ニマ)郷 (二萬)

和名抄、下道郡邇磨郷、訓爾萬。○今二萬村存す、穗北の東にして、北は小田川を隔て、川邊郷と相望み、河部川東南を流る。

みつぎものはこぶよほろの數ふれば二万の里人數そへにけり、(金葉)

山陽途上　　頼　子成

山櫚紅綻穎、野菊黄含香、節物觸心動、晴窓覺稗忙、稼事逢將備、兵氣遏防長、善相思封事、何過二萬鄉、三善淸行意見封事曰、臣去寛平五年、任備中介、彼國下道郡、有邇磨鄉、爰見彼國風土記、皇極天皇六年、大唐將軍蘇定方、率新羅軍、伐百濟、百濟遣使乞救、天皇行幸筑紫、將出救兵、時天智天皇爲皇太子、攝政從行、宿下道郡、一郷戸邑甚盛、天皇下詔、試徵此鄉軍士、即得

勝兵二万人、天皇大悅、名此邑曰二萬鄕、後改曰邇磨、其後天皇崩於筑紫行宮、終不遣此兵、然則二萬兵士、彌可蕃息、而天平神護年中、右大臣吉備朝臣、以兼本郡大領、試計此鄕戸口、纔有課丁千九百餘人、清行到任、閱此鄕戸口、有老丁二人、正丁四人、中男三人、去延喜十一年、彼國介藤原公利、任滿歸都、清行問邇磨鄕戸口、當今幾何、公利答曰無有一人。○按するに、一鄕に二萬の兵士を容るべき數なし、又二万の兵丁あらば、之を一鄕と云ふべからず、風土記に此說ありしにもせよ、そは地名に附會して云々せるもののみ、固より採るべからず、此說は古の話なりしや、歌謠にも出て、大に世に聞えたり、太平記にも天武帝大友王子と天下を爭はせ給ひける時、備中國二萬里といふ所にて、何國より來れるともしらず、貴なる兵二萬餘騎、天皇の御方に出來て、大友皇子の御勢を十方へ追散らす、これよりして其所を二萬の里と名付らるゝ云々、「君か代は二萬の里人數そへて絕すうなふる御貢物かな」と周防内侍の讀たりしも、此こゝろにて候ふなり云々、などあり。

淺口郡

淺口郡（アサクチ）　北は下道及び小田、西は小田、南は水島灘、東は河部川の東支を以て、窪屋及び兒島に界す、面積凡十一方里、人口八万五千、一町二十六村。

和名抄、淺口郡、安佐久千と註す、續紀靈龜二年の條に「備中國淺口郡、犬養部馬手、背飛鳥寺燒瓦戸、誤入賤例、至是從訴免之」と見ゆ、(此地に製瓦の窯ありしを知る) 其淺口の名義詳ならず、蓋舊下道國の域内にして、

(川島縣)

川島（カハシマ）縣と云へる地とす、(下道國の考すへし) 應神紀云「分川島縣、封御友別子稻速別、是下道臣之始祖也」と、川島は郡東河部川の洲渚より其名起る。

阿智鄕（アチ）　和名抄、淺口郡河智鄕。○今西阿知（ニシアチ）村、甲知（カフチ）村、中洲（ナカス）村等なるべし、(中洲は今窪屋郡の所管とす) 河部川の中洲にして、其洲形三稜を成し、南瀕に西浦、連島、鶴島、龜島等の新田あり。○郡鄕考云、和名抄河智とあるは、阿智の誤なり、窪屋郡にも阿智鄕ありて、東阿智と稱し、淺口には西阿智と云ふ、其中間倉敷に阿知明神鎭坐す、古へは西阿知の西南、大海にして阿知潟といへりとぞ。(西阿知に石造刻佛の塔婆あり、年代不知)

(西阿知)

西阿知の神遊山神宮寺は、眞言宗にて、寺領五十石、寺什に永正十四年元貢と署名せる文書ありと、備前國志に見ゆ。(阿智鄕は古へ川島と曰ひ、其左右に流るゝ河部川を川島（カハシマ）河と曰へり、

(川島河)

仁德紀云、一歲、於吉備中國川鳴河(鳴は嶋の誤のみ)派（マタ）、有大虬、令苦人、時路人觸其處而行、必被其毒、以多死亡、於是笠臣祖縣守、爲人勇悍、而強力、臨派淵（カハマタノフチ）、以三全瓠投水曰、汝屢吐毒、令苦路人、余殺汝、汝沈是瓠、則余避之、不能沈者、仍斬汝身、時水虬化鹿、以引入瓠、瓠不沈、卽擧劍入水斬虬、更求虬之黨類、乃諸虬族、滿淵底之岫穴、悉斬之、河水變血、故號其水曰縣守（アガタモリ）淵也。

(縣守淵)

虬は釋紀に「虬、文字集略云、龍之有角靑色也、蛟、和名抄云、美都知」とありて、和名抄には「蛟美都知、龍之屬也、山海經云、蛟似蛇而四脚、池魚滿二千六百、則蛟來爲之長」と述ぶ、蓋此類の話のみ、豈虫魚の路人を殺し人畜を噬き、又鹿に化する事實あらんや、蓋凶賊の徒の、山川水陸の險要を擁ひ、以て人民を害毒するや、古人之を虫魚畜獸の名に假りて、其事を傳唱せるのみ、且古言ミツチは水内の義なれば、水棲の魚虫等ミツチ也、縣守淵は今詳ならず、西阿知の隣村、中洲（ナカス）の大字に、水江（ミヅエ）あり、對岸船穗村にも水江ありて、方俗今に斬虬の傳說をのこすと云ふ。

(水江)

連島（ツラシマ）　今連島村と云ふ、西阿知の南一里、河部川の東支此にて海に入る、その河東は兒島郡の域内にして、藤戸の陝江にあたる、往昔藤戸の陝江、海船を往來せしめし頃は、連島の邊は海灣の水底に屬し、其航道の西口たるべし。○連島に寶島寺あり、寶曆明和の比、是寺の住僧寂巖と云ふもの、梵學を以て著聞し、悉曇を論述せる撰編數種あり。○西之浦（ニシノウラ）村は連島の西に接し、河部川の西支に臨み、南は海洋に至る、連島鶴島龜島などゝ同く、中世以降、漸次堆成したる陸地なり。○連島は郡の東南に位し、其最も高き峰を大平山と云ふ、直立大約四百尺、東西高梁川の間に夾まる、上古は海中の一島嶼にして、連島龜島西の浦の三村に跨り、東西の延長僅に一里に過ぎず。(淺口郡志)

(西之浦)

舟穗鄕（フナホ）　和名抄、淺口郡船穗鄕、訓布奈保。○今船穗村、長尾村なるべし、阿智鄕の西、(河部川の西支の西) 通稱船北、(小田郡)の南とす、近世は船尾（フナヲ）鄕と云へり、曆應四年攝津親秀の讓狀(群書類從本)に備中國船尾鄕と見ゆ。

(船尾)

長尾村は玉島港の北とす、大嘗會悠紀に見え、名稱考に、此村に今尚大嘗會の御料田と唱へ、御斎田ありと述ぶ。

はるかにゝ今行末をおもふへきも長尾の村の長さためしに、(新拾遺、後三條院の時の備中國歌)

有方鈔(寬政八年、鼓峯、々上有碑、其文曰、嶺以長尾爲名、此地高敞可望遠、有客指上嶺長尾地曰、是宮舊潮瀦、廣平衍沃、水谷伊勢守勝隆役、築堤防海潮、潴爲新野水、刈萑茅定阡陌、於今賴其利、鄕南以祭之。

玉島（タマシマ）

今玉島町と云ふ小港にありて、玉島港は其泊とす、戸數一千九百、本郡の治所たり、鐵道は岡山を距る十四哩（草場に市場あり）

（玉島港）玉島港は江渠狀の小灣にして、其長二海里、蓋此江渠四邊の陸地は、中古まで淺水低洲の紛錯せる所とす、後世汀線退却して、多く田土を生ずと雖、其稍深きものは、江渠の狀を成せり。玉島は近傍、八島、乙島、柏崎、阿賀崎等皆此淺水低洲より變化したる地とす。府志に玉島の港は古歌に甕（モタヒ）の泊とよめる地と云ふ、江の地形も歌に似たれば歟。

（甕泊）こく舟に醉人ありときゝぬるはもたひに泊るけにやあるらん、（夫木）高遠

御調物運ぶ千船も浦出よもたひの泊汝もかなひぬ、（藻鹽草）

鍵頭風汀巡船來、滿載稻中白雲堆、高秋正占連翻舞、

甕子江頭穫市開、　恥庵

池田村大字八島（ヤシマ）の字龜山（明治八年以前、龜山と稱し一村をなす）は上古陶器を製造せし地にして、今世に至るも尚時に古甕の破片を土中より堀り出すことあり、故に往時は甕山と書し、其後今の字に改めしと云ふ、（一說に往古陶器を製造せしは、龜山の北に隣れる、下道郡穗井田陶村と）又其前面、當時海面なりしときは、舟泊に便なりしを、以て甕泊の稱あり、其西に連る道口村も亦當時繋船便利の一港口にして、道口津と稱せしと云ふ。（淺口郡志）

舟赴天島、經而上、問泉藏、信宿見遊、賦謝、

濟長一脈路逶迤、携手長隄步午暉、此水邊如故人來、

迎吾來到送吾歸、　山陽

秦川　茶山

潭水無波浸碧山、故人待渡白沙灣、幾艘商舶相銜尾、

挽上蘆陰柳影間、

泝秦水　山陽

山鷄疑到水窮處、岸酪逢人作鄕、竹裏柴門家八九、

門々魚網雨斜時、

道口（ミチクチ）

（富）今道口村と云ふ、玉島の北にして、山を負ふ、土俗の傳說に往昔淺水直に道口に到り、舟を泊したるより、道口津の名ありきと、大字富（トミ）は主恭方の名所にて、其嶺を富の山と曰ふ。

富の山風まさりける君が世は峰に白雲たゆたふまゝに、（大嘗會和歌集）　菅原　爲政

竹（タケ）

（八重）今竹村と云ふ、玉島の西北なる山村なり、山城國新熊野社領中の文書に、備中國佐方庄竹庄と見ゆ、佐方本郡なれば、竹庄もこの竹なるべし、又本村に大字八重あり、

八重村にさける山吹いくとせか飽かぬにほひの色をかさねん。（夫木抄、正安大嘗會備中國歌）

占見（ウラミ）鄕

和名抄、淺口郡占見鄕、訓宇良美。○今占見村存す、津田（ツダ）村も本鄕の所屬なりしならん、竹村の西とす。（備中國志云、占見村に大宮山王權現あり、又滿水寺乘性院と稱する天台宗刹あり、此寺は細川賴之の祈願所と傳ふ。

養子山（ヤウシザン）

（嚴蓮寺）占見村の北嶺にして、小田郡に跨る、山上に一佛宇存す、即嚴蓮（ゴンレン）寺の遺址とす、石造の佛像一軀あり、貝殼之に附着するを以て、奇異なりと目せらる、本堂は藥師佛を奉安し天台宗に屬せり、寺說に承和十四年圓仁法師（慈覺）の開基、本佛藥師は二體を傳へ、其背は嚴蓮の形像とぞ、往昔は山中廣大にして、伽藍もいみじう備はれるならんが、後世漸く衰へ、山下に山王社の遺れるは、猶古の面影と云ふ、嚴蓮寺は延喜式に「備中國、蓮嚴寺一千束」と載すれば、當時國分寺に亞げる官寺なりしこと想ふべし。（此に本文蓮嚴とあれど、今養子山傳ふる所正しく嚴蓮と云ひ、連蓮の相異はあれど、嚴蓮とあるべきを、蓮嚴と寫し誤れるならん）

○養子は、遙照、また曜星にも作る、名義不詳、直立一千四百尺、一郡の鎭山とす。

小坂（コサカ）鄕

和名抄、淺口郡小坂鄕、訓乎佐加。○今小坂（コサカ）村存す、占見鄕の西にして、本鄕の西北隅とす。其嶺背は小田郡甲奴鄕とす、太平記、備中國人の姓氏に小坂を擧けたり。

川村（カハムラ）鄕

和名抄、淺口郡川村鄕、訓加波無良。○今鴨方、六條院、吉備の四村に渉るごとし、占見小坂二鄕の南とす、太平記、備中國人の姓氏に、河村を擧けたり。

赴鴨方途中　茶山

女兒簡作新種、雨後寒生迎野風、知是授衣期已近、

村家竹裏響椎聲、

鴨樹葉新水稻重、夜潮濁黑秋故壇、潮退師汀漁積潮、

女兒村喚捕蟹魚、

鴨方（カモガタ）

今鴨方村と云ふ、山驛なり、鐵道玉島の西六哩、更に西山邊六哩を越え、以て笠岡港に至るべし。鴨方は、近世、岡山池田家の支封信濃守政言の所領なりき。（光政の子政言、寛文十二年、鴨方二萬五千石を分與せられ、信濃守と稱す）

備前國志云、河村庄鴨方は、町區を爲す、加茂明神あり、寛文の比、近里の叢祠六百餘を集せられ、此へ合祀し、寄宮（ヨセミヤ）と號す、長川寺と云ふ禪家あり、西山宗久創建、細川下野守通董中興すと、宗久の墓石に正中二年と銘す、通董は天正年中の人、其父を通政と云ひ、鴨方の邑主たり、通董後毛利家に降附して退去す。（細川通政の父政春は一時本州の守護たり）

備中道中、有懷西山先生、　鐵兜

留鄕何由名士著、西山夫子讀書處、土人尊我乘春風、

一路出花入松去、墓門不揭青苔頂、遺言空留玉芙蓉、

摩挲懷古感逝水、百年吾道何所宗、而過山墟情不已、

下馬指麾鴨方里、想見丹拜皆州時、一片白雲夕陽紫、

六條院(ロクデウヰン)　鴨方の隣村名なり、牛頭天王社并に長泉寺（天台宗）あり元弘三年に給へる書を藏く。（備中府志云、頓宮又次郎入道は、六條院の人なり、太平記云、備中の住人頓宮又次郎入道、其子息孫三郎、田中藤九郎盛兼、同舎弟同九郎盛泰といふ者、我等父子兄弟少年の昔より、勅勘武敵の身となりし間、山賊を業として一生を樂めり、然るに今幸に此亂出來して、忝くも萬乘の君の御方に參す云々。

佐方(サカタ)　(大谷)　今新惠大谷と合同して、吉備村と改む、鴨方の東南とす、新熊野社養和年中の古簡に「備中國、佐方庄、多氣庄」と見ゆ。○大谷の金光(オホタニキンクワウ)神社と云ふは、俗大谷の金神(コンジン)と稱し、信徒の祭れる者なりしが、明治六年より神道の籍に歸し、其靈驗を説く、此神方今中國に著顯すれど、俗信祀の嫌を免れず。

拜師鄉(ハヤシ)　(里見)　和名抄、淺口郡林鄉、訓波也之。○高山寺本には拜師とあり、今之に據る、鴨方の西なる里見(サトミ)村新庄村をば、口林庄と呼べり、蓋此地とす、小田郡笠岡より本郷に入る口にあたれば、口林とも云ふ歟、里見新庄の南は間大島鄉とす。

口林路上　　茶山

沙路曲環人影長、暮煙含祖浴斜陽、山村十月猶多事、皷鳴低田插閙秧、

間人鄉(マヒト/ハシフト)　和名抄、淺口郡間人鄉、訓萬無土、高山寺本、訓波之布止。○今詳ならず、もしくは柏崎村、黒崎村にあたる歟、郡鄉考云、今萬無土といふ地名なし、神貢方に「間人久當里、備乃中國、間人宿守等所傳、元武內宿禰乃方奈里」と見え、又大同方云「間人藥、備中國淺口郡間人、并是間□由良□等之家傳之、其應神天皇之方也」と。

柏島(カシハシマ)　(圓通寺)　今黒崎と合同して、柏崎と改む、玉島港の西南に接する漁村なり。圓通寺と稱する曹洞禪寺あり、元祿年中再興の蘭室にして頗宏麗なり、江山の眺望、一郡の最と稱す。

しほに生る柏の島の青柏渡りて卯月にぞ取る（大宰會歌集、永承元年主基方、柏島集舟、有採柏人）

柏島は往時江中の一州なりけん、繋舟と此題言中にあるも、之を證すべし、源平の古戰場とて、名高き水島も此地の事とす、いま水島洋の洋心に岩嶼ありて、之を水島と呼ぶは、彼戰地にはあらざる也。

水島(ミヅシマ)　(水島途)　府志云、今柏島村に天眞井(アマノマナヰ)と云ふ名水あり、水島郎此にて其名は之に因る、壽永二年平家の軍勢、此所は小島なれとも水多しとて、城に取立て、三位中將重衡以下之に據る、十月、源氏の將足利海野の人々押寄、合戰あり。○水島の地は今玉島港の西なる陸岸なれど、往時は淺水に圍まれし低洲なりしを想ふべし、古書之を「水島(ミヅシマ)が途(ト)」と曰ふ、猶「兒島の藤戸」の地形に比すべし。

東鑑、壽永三年、前内府平宗盛返狀云、去年十月、出御鎮西、游還御之間、閏十月一日、稱院宣、源義仲、於備中國水島、相率千餘之軍兵、奉禦萬乘之還御、參考本盛衰記云、去程に平家は讃岐屋島にありながら、山陽道を打靡して、都へ攻上るべしと聞えければ、木曾義仲は矢田判官代義清、海野平四郎行廣を差遣す、平家は三百餘艘の兵船を調へて、屋島の磯に漕出したり、源氏は備中國水島が途に陣を取て、千餘艘の兵船を構へ、源平互に海を隔て支たり、壽永二年閏十月一日、水島にて源氏と平家と合戰を企つ、源氏等計けるは、此島の南の地より島の際まで三町には過へからず、島の東の海上より寄て、島の北に船を陸まで組合て、軍兵陸を歩て攻寄、島の上へ攻入て、城に火を懸は、敵は舟へのみこそ乘んずらめ、續て我も乘移て打取れ、已に島を攻落しなば、船の寄る所なくして、爭か海上に日を重ぬべき、浪に引れ風に隨て漂はんを、浦々浩々に追詰て取んと定てけり、平氏は又船をば島の西南に著て、城の東北の木戸口を開て敵を指招き、舟を棄て島の上へ攀登らんか、其時寄を島の東北へ指廻して、三方より射取べしと議ける、源氏は追手搦手五千餘人の兵共、百餘艘の兵船、潮に漕寄て、西の島さきより差寄て、敵の舟を打鑑にて搦寄、組合て乘移る、西風烈く吹て、船共ほちられて打合ければ、東國北國の輩、舟軍は習はぬ事なれば、船に立得ずして、底へのみ重なり入、平家の輩は舟軍自在を得たりければ、亂入て散々に切、舟耳に近附者をば取て海へ入、城の中よりは時鼓を打て闘る、闘る程に、天俄に曇て、日の光も見えず闇夜の如くに成たれば、源氏の軍兵共日蝕とは知らず、舟を退て逃行。○長門本平語云、平家は屋島にあり、源氏は水島の途に控たり、閏十二月朔日、水島の途に、小船一艘出來、海射釣船かと見所に、其にはちらで、平家の牒使の船なりけり、源氏是を見て、纜を解てほしあげたる船共を、時喚ておろしけり、平家是を見て、五百餘艘を手々に分て、源氏の船を一艘も漏さじと、水島が途を押巻たり、其上五百餘艘の纜を結合て、中にはもやいを入て、上には歩の板を引渡したれば、平々として足立よし云々。

勇崎(ユウゼキ)　(木綿崎)　今柏島の西を勇崎と云ふ、夫木抄に見ゆる大貳高遠の歌「神のます浦々毎にこぎすぎて祈りをかくる木綿崎(ユフサキ)の松」は此なるべし。名寄考云、今大谷村の内に、名崎と云ふ所あり木綿崎は此なるへし、大宰大貳高遠が貫業に下りける時、雲の泊木綿崎にて詠歌す、木綿崎は甕泊の西半里ばかりとす。

黒崎(クロサキ)　勇崎の西南なる海村なり、玉島を距る一里半、山を背にし海に向ふ、江□沙美(サミ)浦の名

（沙美）

あるもをかし。

沙美(サミ)浦は昔セミと呼びしにや、沙美セミ共音相近し、高倉上皇嚴島御幸記に見ゆ「廿四日、寅の時つゞみをうちて、び中の國のせみといふ所につかせ玉ふ、國々さほくなるまゝに、山の木立石のたちやうもさびしく見ゆ」と、當時水島洋より藤戸を經由して、兒島の内海を航路としたれば、木綿崎鞆泊などゝ共に、海驛なりけん。

有方錄云、西山翁及社中諸子、約沙見遊、欲觀梅花、平且離鴨方、二里路岐、有樹大拱、日遊丹濱、相傳、在昔潮水浸灌、海岸在此、外國船舶、維船待風、其木猶有貝多羅、沙見村負山臨水、民皆淳朴、有梅三百餘株、處閑可愛、山脚方石如屋、大容數席。

寄島(ヨリシマ)

今寄島村と云ふ、鴨方の南二里、實は陸地にして、其海中に同名の一島あり、故に寄島浦の號起れる者とす。○寄島浦に三郎島と呼ふ岩嶼あり、三峰並峙し潮滿つれば三峯三島、潮去れば島脚一に歸す、其峰上に富士明神を祠る、鄙俚雅致あり。○國花万葉記に備中寄島郡と云ふは此を指す歟。

大島郷(オホシマ)

和名抄、淺口郡大島郷、訓於保之萬。○今大島中村、西大島村及び寄島村是なり、本郡の西南海陬にして、小田郡界に接す、此寄島を以て名つけらるゝと雖、島にあらず、一陸角のみ、西に小田郡に屬する神島あり、海中に横たはる。

水島灘(ミツシマ)

淺口郡の海灣を云ふ、東は兒島郡に屏障せられ、南に鹽飽群島あり、西に白石北木(キタギ)と高島ありて、内灣の形状を成す、今瀬戸内海の常航路は、鹽飽瀬戸を通ずと雖、古代の船舶は備傳へを發し、藤戸より兒島灣を往來したるを以て、水島灘は其兒島灣と備後灘の連環を爲せしなり。

玉島港の東南々四海里許に、水島と呼ふ岩嶼あり、兒島郡通生(カヨフ)村の西三海里に

水島　　　　　　　　　　廣瀬　旭莊

舟泊千年地、今浮一洞過、新潮生繹浦、舊世寄濤波、好月霞根滿、歸帆外多、悄然淨吊跡、無限不漁歌、

小田郡

小田(ヲダ)郡

淺口下道の西にて、地勢二區に分る、一は江原川の谷にして、下道と後月の間に介在し、一は笠岡浦にして淺口と深津(備後)の間に介在す、面積凡十五方里、人口七万、二町十九村、神島北木島等又之に屬す。

小田郡は和名抄乎太と訓ず、續紀記に備中國上少田郡と云ひ、拾芥集に小田郡東西と注したり、地勢山海の二區に分るれば、上下東西の別を生したるも宜なり、上古は下道國の域内とす、郡内に下道氏の故跡あり。○氏族志云、村上帝時、有備中小田郡人小田臣豐郷、及本郡大領

（少田郡）

小田(ヲダ)川

江原川の別名にして、河部川へ入る。

小田渡津。〔類聚符宣鈔〕

備中の國をたの渡を、夜深くすぎてよめる、

有明の月に夜深く出たればをたの渡に雁ぞなくなる、

〔夫木〕　　　　　　嘉言

笠國(カサノクニ)

今詳ならず、古義小田郡笠岡あり、是笠國の古稱なるべしと、〔府志國邑志〕上古吉備の境内に此名ありしや明白なれど、後に至り夙くも其名亡びたるにや、郡鄉の稱に傳ふる所なし、又諸史にも徴見せず。

應神紀云、又以波區藝縣封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也。通證、鴨別之曰、田宿作臣、仁德紀、笠臣祖縣守、國造本紀「笠臣國造、鴨別命八世孫、笠三枚臣、定賜國造」姓氏錄曰「笠朝臣、孝靈天皇皇子、稚武彦命之後也、應神天皇、巡幸吉備國、登加佐米山之時、令獵其山、所得甚多、天皇大悦、賜名賀佐」、笠臣、亦同、按波區藝縣未詳、國造本紀、加夜國造、次笠臣國造、然備中國、今無此郡縣　○此に接ける加佐米山は、備前御野郡の地とすべし、府志には笠岡浦は笠臣の領國なりければ、笠岡と名つくと云ふ、國邑志には國造本紀に阿岐國大島國の次に載する波久岐國も、吉備の波區藝縣に同しく笠岡ならんと曰へり、且應神紀の笠田も國造本紀の笠臣も皆笠丘の誤寫のみと論ず、波久岐國造は瑞籬朝(崇神)阿岐國に祖金波佐彦孫靈玉根命定賜と云ふ。(波久岐の事、備後の内郡に別見するものあり)

實成(ミナリ)郷

和名抄、小田郡實成郷、訓美奈利。○今三谷村に東三成てふ大字あり、此なるべし、下道郡妹村に接す。

（東三成）

備中府志云、元祿十二年十一月、小田郡東實成(ヒガシミナリ)村の民、山徑を開し、田を闢くにあたり、地をほる數尺、磚瓦として闢あり、一の銅器を得たり、中に枯たる骨を藏る、外には木槨もなし、又碑石を存せず、但其器に刻める文あり、

下道圀勝弟圀依朝臣右二人母夫人骨藏器故知後人明不可移破以和銅元年歳次戊申十一月廿七日己酉成

享保年中、此古銅器に櫃を造り、宅兆をトして是を置き、光助神社と崇め、蘭若を圀勝寺と改めて、之を守らしむと云々。〔西山拙錄によれば、此銅器の耳横に時和銅(中略)乙酉成と銘し、蓋の表に下道云々の二十九字を刻む、其器は今の藥罐のごとく、茶ならば二斤も入るべく、圓形にして口徑三寸許、七分許の取手(トリテ)を附けたり〕

東實成と妹村の間に等山あり、山陽道の大路之に係る、太平記に「庄、眞壁、陶山、成合、新見、多地部のもの共、等山を切塞て構へたり」と書けるも此にして、庄氏

は此等の地に拠付す、又天正九年の春、穂井田元清、東三成の茶臼山に築城したりとぞ。（府志）

草壁郷（クサカベ）（庄）
和名抄、小田郡草壁郷、訓久佐加倍。〇今三谷村、横谷村に山田村なるべし、實成郷の南に接す、太平記に「觀應元年五月、左馬頭直冬朝臣、鞆の浦より陸地を上りて、備中草壁の庄に著き給ひなん」とある者此なり、單に庄とも稱し、累代の豪族あり、莊を兵營としたり。（太平記に、鞆尾氏は備中草壁と云ふ所に、豪族を集むと見ゆるは、備前上道郡の事なり）

横谷（ヨコタニ）（猿掛城址）
今東三成と合併し、三谷村と改稱す、治暦四年の主基方名所に、「横谷川、菊の岡」とあるは此なり、
見る人の節を延ふる菊の花横谷川に今さかりなり。
猿掛（サルカケ）城は庄太郎藤原家長の開基とす、一谷合戦に家長平重衡を生擒る、其功を以て備中草壁庄を賜り、武蔵國より移る、草壁とは横谷の事となん、猿掛山の脚は小田下道淺口の三郡にはばかり、頂上の東北のはつれは、穂北妹山へもつゞく、故に穂北の猿掛、妹山の猿掛とも唱ふ、元弘の亂に庄左衛門四郎資房、六波羅に屬して、北條仲時に随従し共死を遂ぐ、其裔孫資貴、天文の初め松山城を攻め之を取り、本拠に移張す、後三村氏に攻滅せらる。（府志）
毛利元就の子、元清、穂井田の家名を継ぎ、伊豫守と號す、其子秀元は甲斐守と號し、備中十八万石を食す、其居城は此にや、今詳ならず、慶長庚子の亂に、秀元其族輝元と共に、賊将を東軍に逆りければ、徳原の敗役に、毛利輝元の封を除し、長防二州を秀元に給附して、毛利の祀を相續せしむ、秀元因て宗祀を奉けしが、後國を輝元の子秀就に還る。

矢掛（ヤカケ）
今矢掛町と云ふ、山陽なり、川邊を去る三里半、西江原を去る三里、舊山陽道の大驛なれど、今鐵道線にはあらず、江原川を此に矢掛川とも云ふ、驛は其水北に位置す。
治暦四年、主基方備中國、屋蔭湖、有納京人、
夏くればやかけの湖のすゞしきに行かふ人の過ぎがてにする、（大嘗會歌集）
了俊
かはべ川、せいやまなど打越て、屋陰（ヤカケ）といふ里にとゞまり侍ぬ、
もののふのたけき名なれば梓弓やかけに誰かなびかざるべき、（道ゆきぶり）

（驛里郷）
延喜式、小田驛馬二十疋、和名抄、小田郡駅家郷とあるも、此矢掛なるべし、矢掛の名は詳ならず、古代旅行の人々、驛路の傍の神を祭るに、矢をさゝげし事あれば、鵜江の神と相関りて、駅家（ウマヤ）郷に矢掛の名起りしにや。高山寺本和名抄、小田郡駅里、兎末也と注す、村岡氏云、三寶院文書、建久二年、備中國駅里庄。

鵜江神社（ウエ）（川面）
今川面（カハモ）村に在り、延喜式小田郡の官社なり、鵜宮と呼ぶ、樂々森彦命を祭ると云ふ、昔吉備津彦命此國の賊を平らげたまふ時、賊水に没て逃る、樂々森彦命水に游て之を逐ふ、其鵜の如く、遂に賊を捕へたりと、吉備津宮社傳に見ゆ、（神祇志料）川面の大字に宇内（ウナイ）あり、古鵜江の轉音とす、名勝考に稲井（イナヰ）と云ふも、鵜江の轉と曰へり。
苗代の水は稲井にまかせたり民やすげなる君が御世かな、（金葉集、備中國歌）

拝慈郷（ハヤシ）（高末）
和名抄、小田郡拝慈郷、訓波也之。〇今矢掛村に小林（コバヤシ）の大字遺る、小林の北なる高末（タカスヱ）（今美川（ミカハ）村）宇戸（ウト）、三山（ミヤマ）、星田（今堺村）などの山谷を指して拝慈と曰へるごとし、此地は下道川上後月三郡の間に介在し、山谷四五方里に渉り、舊國の境なり。

小田郷（ヲダ）
和名抄、小田郡小田郷、訓乎多。〇今小田村、中川村（淺海江良本堀の三大字あり）是也、矢掛川南の西にして、後月郡荏原郷の東とす、延喜式小田驛は矢掛に當る、
府志云、小田の瀬戸山に城跡あり、庄上小松氏の居れる所とす、即小松上總守某、其子小田治部少輔政清、同中務太夫勝清、同小次郎経清、代々居城、勝清は小早川隆景より一字を得たり、上總守に歌人[illegible]記の余見なり、和歌を詠して「床の上に皆く露さえて枕もなくように鳴子の小田の秋風」となんよみしより、床の上を改めて小田とぞ名乗ける、領の浦小松寺も、此家の上小松の菩提の寺なれば、小松寺と申侍るとなん（其寺には小松内大臣重盛の建立と傳ふ）又太平記第二十五に、瀬山とあるも小田村の事也、後太平記に小田小太郎高清と記し、妹尾氏の流れとす、隆清の子孫は徳元家、毛利氏に随従し、鎌倉の地を離れて退散す。

甲努郷（カフヌ）
和名抄、小田郡甲努郷、訓加布乃。〇今北川村、新山村、吉田村などなるべし、北川の大字に甲努存す、小田郷の南なり。

山口（ヤマグチ）
今新賀と相併せ新山村と云ふ、人類學會雑誌に此邊各處に石器時代の遺跡ある事を記し、又山口の古墳より子持高坏と呼ぶ（高坏の脚部に盃を備ふる小皿六個を副へ着けたる者、筑前備前兩國に出しこともあり）埋蔵品を出せりと曰ふ。

（吉田）
末久にちぎりてそつくし住む民もよし田の村のつるのこのいね、（大嘗會歌集、文正元年主基方）
名勝考に、此吉田は小田郡なるべしと曰へり、今存す。

出部郷（イヅへ）
和名抄、小田郡出部郷、訓伊都倍。〇今大江村、稲倉村（稲木岩倉）大井村（大戸平井）などの地域、後月郡、出雲（イヅモ）守郷に接續する山谷也、出部とは何の義にや、出雲部の中略にして、地名と爲るもの歟。

岩倉（イハクラ）
今稲木と相井せ、稲倉と改稱す、此邊岩倉及び大江村の各處に石器を拾ふべしと云ふ。

うたふらし世を治まれと岩倉の村のもろ人もろ聲にして、（夫木、正安大嘗會、備中國）

魚緒郷（イチスナ）

和名抄、小田郡魚緒郷、訓伊乎須奈。○今笠岡附近の地を云ふ歟、郡郷考には魚緒の緒は渚の誤にて、渚にスの訓あり、之を假る歟と論す、府志に魚緒は笠岡渚なりと云ふ、渚洲は其義相通してスの訓あるも、スナと云ふこと其所以を知らず。網の誤にしてツナと假り、ツをスに轉したる歟、尚再考を要す。

笠岡（カサヲカ）

今笠岡町と云ふ戸口二千、港灣あり、倉敷と相比して殷富の邑と稱せらる。明治維新の初め、小田縣を此に置き、備中全州幷に備後の東六郡を管治せしが、八年に至り廢す、笠岡は近世幕府の代官出張所と爲し、今本郡の治所にして、鐵道岡山を距る廿六哩、備後福山を去る九哩。

（笠岡港）

笠岡港は西南に開き、茂平鼻（此鼻即本郡と淺口郡を堺す）と神島埼を以て口と爲し、深入三海里、其幅約二海里とす、笠岡市街は其灣首に在り、外灣は碕山灣にして、又一港を成す、其南方は備後灘とす、

笠岡は近世の初めに於て、備後福山侯の所領なりしも、元祿以後公料と爲り、倉敷御代官の出張陣屋あり。又笠岡は古の吉備の笠臣の本據にして、國造本紀に笠臣國造ありとて、諸書に其論見ゆるも、尚疑なきに非ず、後の識者に竢つ。

舟中寄懷笠岡小寺帶刀　山陽

幾簇漁村魚稻郷、篙師將岸問媯陽、故人家在何邊岸、頻喚枕師問笠岡、

金浦（カネノウラ）

（西濱）

笠岡市街の西に、西濱（ニシハマ）、吉濱、生江濱等の村里あり、一小曲浦を抱擁す、今併合して金浦村と改稱す、其北に接する山村を陶山（スヤマ）と爲す。生江濱の西南、茂平鼻（モヒラ）（今城見（シロミ）村の地内）を州界と爲し、又笠岡港の北角と爲す。

西濱　茶山

人家斷續枕汀沙、滿港斜陽曬網簑、橋畔馬嘶紅葉市、晴風帆隔白鷗波、百年四海干戈息、千古歸舟遺跡多、我亦山林隱逸者、吟成行落濯纓歌、

（在田）（陶山）

在田（アリタ）神社は今陶山村大字有田に在り、延喜式小田郡の官社とす。（陶山は又洲山（スヤマ）に作る、陶山藤三義高の開基也とぞ、陶山氏は中世本郡の名家にて、笠岡浦の領主なりしと云ふ。府志曰、陶山藤三義高は元弘の亂に六波羅に隨從し、笠置合戰の時、小見山次郎と心を合せ、夜中城を入れ落城に及びし事、世の知る所也、赤松則村京都責入の時、陶山河野力戰し、其功を以て備中守になされ、案の御馬を下さる、六波羅陷り、江州番場にて北條仲時以下自害の時、義高は小見山右馬助、庄七郎等と一同自害す、其子菊九は生長して又次郎高直と曰ふ、觀應三年、高越後守師泰、石見國より上り、上杉彈正少弼朝定、鞆の津に起る、陶山は師泰に隨ひ、草井地より打立て敵を追ふ、師泰寺山を越ゆ、小坂一揆、川津高橋陶山兄弟は後陣に引き、未だ寺山のこなたに支たり、上杉の先陣五百餘騎、一の後陣陶山に打かゝる、陶山高直先うたれ、弟五郎高春は土屋平三郎道日七郎に首を取らる、其後高直の子息高市相續き武士の名あり、高越後師泰松山城にて秋庭と不和になり、陶山を頼みて其援とす、陶山氏の家は、永正年中まで、笠岡の城主として相續したりとぞ。

（入田）

陶山村大字入田（ニフタ）は、長和五年の主基方名所に入り、にひたの池を詠せらる、大嘗會歌集に見ゆ、

底清きにひ田の池の水の面は曇なき世の鏡なりけり。

神島（カウシマ）

笠岡港の南方を障蔽する島嶼なり、長四十町、横十二町、其陸岸を距ること百間許、殆と聯續の狀あり、島中人口三千二百、内浦（ウチ）外浦（ソト）の二部に分る、内浦に片島（カタシマ）と呼ぶ澳あり、亦住民のあるあり。

神島の浪の白ゆふかけまくもかしこきみよの例にぞ見る、（續後拾遺、建久九年主基方、備中國神島有神祠）

名勝考云神島祠は外浦におはします、島人これを貝世明神と申す故あることなり。

高島（タカ）

神島外浦（ソト）の南一海里に在り、方十町許、人口二百、名勝考に高島には玉泊（ワウトマリ）と呼ぶ地あり、是神武天皇駐蹕の行在ありし所と傳へ、往々土中より古器を發見すと曰へり。然れども、神武帝のおはしましゝ吉備の高島は、兒島郡の宮浦と推定する方、善く地形に當れりと思はる、神島は要害の地にもあらず、謂ゆる「備舟揖蓄兵食」とある情勢に相應し難し。

白石島（シライシ）

高島の南一海里餘、方十八町許、人口一千五百、此高島白石島幷に北木島眞鍋島は、神島の南東南八海里の間に連亘し、水島備後の南洋を分界す、其南端は讃岐群島（東西に散布するもの）と相望む。○瀬戸内海の潮汐は、東西の兩門により出入す、故に其中心の一處に於て、相引（アヒビキ）、落合（ヤリアヒ）の狀を見るべし、海客の常識、白石島の邊を以て滿潮の落合、干潮の相引を見ると云ふ、卽南門より出入する潮汐の分界點と謂ふを得ん、水路志には粟島（讃岐）を以て東西兩潮の會する所と曰へり、粟島は白石の南八海里、荘内崎の傍に在り、卽北は神島白石島より、南なる箱三崎粟島の間の一線を以て、兩潮分の界とすと知るべし。此島遠く望めば岩石巍々、皓々として雪を被る如き狀あり、故に名つく。

白石の洲をすくるとてよめる

間へかしな沖の白石しらずとも物思ふ舟のなきこがるるを、（夫木）

北木島（キタキ）

白石島の南半海里、方三十町許、人口三千二百、其南部に東面して小灣あり大浦と云ふ、此島鞆の津の正東六海里に當る。

途中口占　茶山

木見洲畔白鷗飛、笠子岡邊紫霧起、水國女郎能漁業、輕刀遊蕩東薪歸、

眞鍋島 北木島の南東一海里、（備後の佐柳島の西北一海里）方十町許の小嶼なり、人口二千八百。

まなべと申島に、京より商人ども下りて、やうやうの積物ども商ひて、又鹽飽の島にわたりて、あきなはんずる由申けるをききて、

まなべよりしわくへ通ふあき人は罪をかひにて渡るなりけり、（山家集）

府志云、眞鍋島の島主眞鍋四郎祐久、平家に隨ひ一谷に戦し、其子眞鍋五郎祐光、生田の森にて高名の事跡、盛衰記に見ゆ。

白石舟中　　秀野

打頭風急渡江關、矛櫓搖々破水煙、終雨收擧劇勢轉、背山流渦夕陽前、

後月郡

後月郡 小田郡の西南なる山地にして、郡堺不齊なり、其北は川上郡、西は備後神石安那二郡に接し、江原川貫流す、今面積凡十五方里、一町十六村、人口四萬三千。

（後城）

後月郡は和名抄七豆木と註し、足次郷あり、足次亦七豆木とよむべし、安閑紀に「備後國、後城屯倉、多禰屯倉」とあるを見れば、吉備の後の安那國の屬域なりき。

後月は志理都紀斗賣の名に起る如し、此婦人は古事記に「品陀和氣王者、五百木之入日子命、娶尾張連之祖、建伊那陀宿禰之女、志理都紀斗賣、生子也」と云ひ、舊事本紀尾張系圖に「饒速日命十三世孫、尾綱根命妹、尾綱眞若刀婢命、此命娶五百城入彦命、生品陀眞若王、次妹金田屋野姫命、此命嫁品陀眞若王、生三女王、此三女譽田天皇并爲后妃」とあり、（尾綱は原書尾綱に作る、本居氏の説により之を正す）又「品太天皇御世、賜尾綱根、尾張連姓、號大臣曰、汝自腹所産十三皇子等、汝率養日足奉耶、時連爲大隅宿云々」ともありて、當昔貴盛の名族とす、此尾張氏の吉備國に移りたる事は、備前國岡山の西折神社（本名尾張針名眞若比賣神社）の條に述ぶるごとし、即尾張氏の人々の此地に移りてより、其祖の名を取りてかく命じたる者とす、延喜式本郡に足次の山の神社あり、足次は志理都紀の理を省きたるなり。

江原川 水源は備後神石郡に在りて、山野川と云ふ、東流六里にして本郡に入り、三原川を容れ、東南流江原を經由するを以て、此名あり、四里にして小田郡に入り、東流三里、又下道郡に入り、東流二里、川邊村に於て備中大川に歸す、矢掛川小田川とも稱す。

荏原郷 和名抄、後月郡荏原郷、（今東江原村并に神代村山之上村なるべし、小田郡小田郷と相接す。

（東江原）

備中府志云、高越城は東江原村にあり、宇都宮貞綱、弘安四年辛巳、蒙古の兵船来て、我國を亂さんとき、山陽道の警固として、鎌倉の下知により、當城を築き、貞綱みづからは九州へ下らる、嘉元二年に伊勢新左衛門尉行長、荏原六ヶ村三百貫の領主にて、伊勢國より入部すと、其裔新九郎氏盛、後[illegible]長氏、應仁年中、一族新左衛門尉貞[illegible]に城を附與し、羈旅の身と成て、一旦決然として諸州を巡り、今川家に寄寓して、終に伊豆國を領し、韮山の城主と成て、苗姓を改め北條伊豆入道早雲と稱す、貞[illegible]は井上宇井等をば臣下となし、高越の城主となる、[illegible]男兵庫次盛勝、二男彌次盛秀、其男新左衛門高清、何れも城主たり、後毛利家に屬し退轉す、惣て此近郷は伊勢領、那須領と唱へ、其舊跡を說く者あり。

縣主郷 和名抄、後月郡縣主郷、訓安加多奴之。（今縣主村木之子村是也、荏原郷の南にして、小田郡出部郷の北に接す、此地は近世まで縣の郷と傳唱せるにより、西方門田の二村を合併し、縣主村と曰ふ、一書に國造本紀なる「吉備中縣國」を以て此に引きあてたり、然れども本州別に阿賀郡ありて、其地を縣國と見る方穩便なりと思惟せらる、後月郡は下道國の屬地のみ。

（西方）

西方の人山田方谷は近世の名儒なり、其碑に「山田氏、其先駿河守重英、尾張人、元曆中屬源氏、討平氏、以功食于備中二十八村、因住西方」云々と見ゆ、此村也。

木之子 西方と東江原の間なる一村也、高月と字する地あり、石器時代の遺物を出す。（府志人類學會雜志）

（高月）

秋と云へば光をそへて高月の川瀬の浪もさよくすむなり、（藻鹽抄）

驛家郷 和名抄、後月郡驛家郷、延喜式、後月驛馬二十疋、（今西江原村、井原村并に青野村なるべし、後月驛と云ふも此とす。

西江原 東江原に對して此名あり、東江原と井原の間なる村驛にして、近世一橋家の出張陣屋ありし所也、今郡治とす。

府志云、西江原の小菅城は、那須與一宗隆の子孫の居れる所とか、永祥寺に永享年中那須藏人長隆の證文存す、曰く「與一宗隆屋島合戦の恩賞として、丹後國五箇庄、信濃國角豆庄、若狹國東庄宮川原庄、武藏國太田庄、備中國荏原庄等を賜る」云々、太平記には「備後の鞆山、備中の那須五郎、備前の兒島守木大將か兵衞を伴へて、近日上洛のよし申しける」と載す、（永祥寺は禪宗、永享年中、僧巨秀創建）

（永祥寺）

井原 今井原町と云ふ、西江原の西南なり、西江原と相毗比して、本郡の大邑とす、岡山を去る十二里、笠岡を去る三里半。

府志云、井原の横手山城は、足利尊氏公九州落の時、母公與福院を此城に留め置かれしことありて、與福院と名つくる佛宇あり云々。○大日本史云、足利尊氏、遣海老名季行、于備上行在、乞歸順、謀平賊之日、賞依其請、賜季行以備中井原莊。

長和五年、主基方風俗歌（名勝考、倉垣山は井原に在り）

ことしより數をかぞへて君のため八千代をつまむ倉がきの山、（大嘗會歌集）

出部郷 和名抄、後月郡出部郷、訓以豆倍。○今出部村存す、高屋も本郷に屬せるならん、驛家郷の西南にして、備後安那郡界に接す、隣近小田郡にも同名の郷あり、元就記に伊末に作る。

（伊末）

高屋 今高屋村と云ふ、西江原の西南一里半、渓澗す西流して安那郡へ入る、山陽道の宿驛之に係り、神邊驛を去ること二里。

高屋途中　茶山

山寒半嶺漏斜陽、蝶樹蕭條十月霜、野店留人勸蕎麪、一鐺銀線出瓶香、

府志云、高屋の人藤井能登守資玄は、大勇力の士也、吉備津宮の刀柄五尺八寸、身七尺、資玄の奉納する所なり、元龜の初め、備後の先國主、山名宮内少輔氏正、屁子と一味にて、大内と不通し、數年合戰に及ぶ、終に山名は居城神邊を離散しければ、資玄當國の郷士等近隣集、三千許の人數にて勃起し、神邊に押寄たると、後太平記に見ゆ、又小見山城とて同村にあり、小見山二郎行忠は、本國信州にて、其苗裔小見山二郎元忠篭當の職にて、陶山と心を合せ、夜討の軍功太平記に載たり。

（小見山）

足次郷 和名抄、後月郡足次郷、訓安須波、高山寺本、註安之豈。○今足次村并に山村、鳴村、種村、三原村等なるべし、井原の西北なる山谷にして、神石郡并に川上郡に堺す。足次を安須波とよむこと疑ふべし、安之豆岐（もしくは安須岐）とこそよむべけれ。

おかゝ川紅ふかきをとめらが足次よしと世にたたふらし、（藻鹽草） 乙女らが根白たかすげふみしたさとる足次もせながためとか、（夫木抄）

延喜式、後月郡足次山神社あり、今西江原に此祠あれど、舊は吉井村の足次山に在りしとぞ、（神祇志料）其吉井は今足次と改稱し、安須波と唱ふ、不審、蓋郡名後月は足次と相通す、而て後月は、本來志理都紀斗賣と云へる婦人の名より轉じたる者にして、其後月に阿の一音を冠らせたるは、備後の事とすべし、足次の二字初め志豆岐と云ふに假りたる者とす、又足次の古言にをさめを訓するは、志理都紀斗賣の故事に出でしならんも、其事は後世其傳を失ふ、惜むべし。（備後名の條を參考すべし）

（吉井）

（足次山神社）

鳴村は井原の北三里の山谷に在り、鳴は郡名後月の起因にして、シツキをシギに訛れるならん、彼足次山神社も此鳴の山村にこそあるべけれど想像せらる、後の考究をまつ。○鳴の北を三原村と云ふ、川上郡高山村に接す。鳴の東を種村と云ふ、今明治村と改む、安閑紀に「備後國、後城屯倉、多禰屯倉、來履屯倉、葉稚屯倉、河音屯倉」と見ゆ、後城は即本郡の名に遣り、鳴即後城の屯倉にや想はるれば、多禰は明治の種村なるべし、然れども鳴と云ひ種と云ひ、并に山中の狹地とす、往時官家を定めらるべき沃土邑にあらず、疑惑なき能はず、來履、葉稚、河音の三地も不詳。

（鳴）

（種）

因幡國

因幡國 東は但馬、西は伯耆、北は海、南は播磨美作とす、面積凡方里、北海岸に港灣なく、州界皆山嶺崇崇す、鳥取の近傍には小平夷を見るのみ、一州今鳥取縣治とす。

因幡は和名抄以奈八と註し、古史に稻羽に作る、稻羽之八上媛は大國主神の一妃たり、國造本紀に「稻葉國造、志賀高穴穗朝（成務）御世、彦坐王兒、彦多都彦命、定賜國造」と載す、彦坐王は開化帝の皇子にして、古事記に、其子を丹波彦多々須美道主王と爲す、彦多都彦は蓋彦多々須王に同じき歟、其名字相類似す、播磨風土記にも因幡國造阿良佐加比賣と云ふ女名見ゆ、（國造本紀考云、彦坐王と道主王は父子共に山陰道の國々を治めたまひし故に、國造に封されたり、氏人は公[illegible]任に持統文武の朝の演成、八上郡采女の父稻葉國造氣豆、續紀に高草郡采女因幡國造淨成、また八上郡員外少領國造寶頭、延暦十年因幡國造國富なと見ゆ）本州は又出雲に近きを以て、出雲臣土師連の故跡多し。

（稻葉國）

因幡は郡制置の初め、七郡に分ち、後世には八郡と爲り、因州と唱ふ、近時諸郡を合併して、三郡を建つるのみ。

○因幡の名義は稻庭なるべし、稻羽連稻葉山因幡川の邊を本據とす。

（因州）

熊野良路限封疆、不信士民詩富强、草木無陰沙漠々、波濤有響海茫々、府中鐵鐺連城郭、湖沼清漣聞古郷、只有長川供灌漑、秋風十里稻花香、

岩美郡

岩美郡（イハミ）

明治二十九年、岩井邑美法美の三郡を合併して、岩美郡の新稱を命す。因州の東北部にして、北は海、西は賀露川、(一名千代川(センダイ))南と東は山脈を以て限る、鳥取の一市井に二十九村に分つ、其郡村の治所は亦鳥取に在り。

岩井郡（イハヰ）

明治二十九年廢して岩美郡へ入る、本州の東北隅の地なり、(近時人口一万八千面積六方里十四村)古は巨濃郡にあたる、岩井は元庄名にして、康正三年造内引付に「一拾貫文、三上近江入道殿、因州岩井庄段錢」と見ゆ、拾芥抄には石井郡を載す、其巨濃(コノ)岩井代離の年代詳ならず。

(巨濃郡)

國郡考云、拾芥抄「因幡國七郡、法味府、邑美、八東(東は東の誤のみ)八上、智頭、高草、氣多、或本八郡、巨濃、石井、[illegible]八東」とあるは、巨濃石井の同域たるを知らず、八東を除きて八郡の數に合せんとしたる也、

岩本村網代寺所藏古文書、

寄附因幡國岩井郡、網代寺免田之事云々、慶長元年壬子十一月、(慶長元年壬子とあること、年號干支合はず怪むへし)

山名藏通文書には「巨濃郡本光寺領云々、天文十一年三月」山名豐弘文書には「巨野郡宇治大野陸上三箇所云々、天正八年十一月」など、巨濃巨野混用したり、正保圖には定めて岩井に作り、寛文中改めて石井と稱しゝが、元祿に至り再び岩井に作る。

國郡考に、岩井郡の名は和名抄石井郷に起ると爲し、又巨濃法美の郡名錯雜すと論せり。其事各條下に見ゆ、延喜式、和名抄、巨濃郡を載せ、古乃と註す、三代實錄貞觀八年十月の條に「因幡國巨濃郡人、占部田主」が滅刑の事を載す、此郡名は蓋大野(オホノ)郷の許野(コノ)の地より起る、許野兵主祠、今本莊村大字新井(ニヰ)に存す。

廣田郷（ヒロタ）

和名抄、巨濃郡廣田郷。○今東(アヅマ)村、田後村なるべしと云ふ、但馬州界に接する海濱にして、本郡の東北端とす。因幡志云、廣田郷は和名抄記載の順を以てみれば、海濱に必せり、按するに惣して郷に切諸を河内といふ、當郡東の諸り陸上の奥を田河内といふ、西の果ても田後といふ、且廣田河内廣田後の上略ならむ。(高山寺本、此郷を載せず)

陸上（クガミ）

今東(アヅマ)村と改む、羽尾、田河内(タノカウチ)等の大字あり、東居組濱に至り、西に羽尾の埼(向鼻と名つく)ありて、田後と相隔て、北に開きたる曲浦を擁す、陸上は國の上の義にて、因幡の東北の首なれば歟。(鳥取を距る四里)

再考、古事記に崇神天皇の時日子坐王をば、旦波國に遣して玖賀耳之御笠(クガミノミカサ)を殺しめたまひきと見ゆ、今の三丹地方には玖賀耳の地名なし、玖賀耳は國神の當賦とも云ふ、然れども因幡も旦波に連接し、日子坐王の裔孫の管治したまへる國にして、此に陸上の地名の現存するは、其所以なきにあらじ、彼の國神御笠が此に居りけるにより、後の世までクガミの名をのこしたるにやあらむ。

(玖賀耳)

甘露神社（カンロ）

舊東陸上村、甘露谷に在りしを、後西陸上村の海濱、藏王權現の社内に遷す、(因幡志神祇志料)文德實錄、仁壽二年五月、因幡國甘露降ると見え、今に至て土人此甘露谷に甘露降ると傳ふ、是に據らば、此中甘露を瑞祥として祭れるにや、三代實錄、貞觀三年、賀露神に授位の事見え、延喜式、巨濃郡に列す。

田後（タジリ）

今田後村と云ふ、陸上の羽尾埼の西、浦富村の北に接す、其海灣を田尻浦と稱す、二岩嶼ありて、其西方を遮ると雖、北方は外洋に通く。

馬城郷（マキ）

和名抄、巨濃郡馬城郷、訓度木。○馬城原書に度木と註する事怪むべし、今牧谷(マキタニ)浦富の二村に當り、萬木とあるべきにやに想はる、因幡志草書に馬は富の誤と稱して、法美郡の登儀にあてたり。(高山寺本法美郡に係く、即富城(トキ)の誤のみ)

(牧谷)

浦富（ウラトミ）

今浦富村と云ふ、舊浦住(ウラズミ)にも作り、庄名に呼ひ、田後陸上なども之に屬せり、牧谷村と相接して大村なり。

因幡志云、浦富村の木山城は、太閤眞書記に磯部城と記し、當時山中鹿介當國入部、第一に此城に取上り、近郷を略し、程なく法美郡私山城へ移れりと、其後垣屋播磨守此に居り、太閤の臣下と爲り、天正九年より儼然たる城主と爲る、其子隱岐守の代に、慶長五年西軍に與し家亡び、城も毀す、桐山の城とも云ふ。垣屋播磨守は、平元成と云ひ、入道して宗管と稱す、其墓今定善寺の門前に在りて、村民崇敬し、垣屋八幡宮と呼ふ、隱岐守は名を恒總と云ふ、原山名家の被官なり。(寛川加[illegible]封錄に、岩井郡、浦一万石、[illegible]隱岐守とあるは、浦住の垣屋氏を誤り傳ふるにあらずや)

(浦住)

麻續王、流於伊勢國伊良虞(イラゴ)島之時、時人哀傷作歌、打麻ををみの大君あまなれや射等籠荷(イラゴノ)四間の珠藻苅ます、註云、案日本紀、天武天皇四年、三品麻續王、有罪、流于因幡、是云流于伊勢國伊良虞島者、若疑後人縁歌辭、而誤記乎、(万葉仙覺抄)

略解云、射等籠荷島は、因幡にも伊勢と同名の地ありしにや、註の說よろし。因幡志云、巨濃郡に伊良子(イラコ)埼と云ふ山ありて、牧谷吉田の邊なりとぞ、其地なる歟。(吉田とは今の網代大岩の邊の庄名なり)

(射等籠島)

日野郷（ヒノ）

和名抄、巨濃郡日野郷。○今網代(アジロ)村大谷村(岩本と合せ大岩と云ふ)なるへし、康正二年造内

(吉田)

段錢引付に「因幡國吉田保、日野郷」あり、吉田（ヨシダ）保とも稱したるを知る、又神祇志料に、延喜式巨濃郡日野神社は、舊日野谷にありしを、今大岩村の海濱日比屋に移して、八幡宮と稱すと曰へり。

網代（アジロ）

今網代村と云ふ、田後の西にして、大谷灣の東岸に在り、故に大谷灣を網代浦とも云ふことあり、網代濱の西に二岩嶼あり、岩嶼の内方凡三町四方を、泊舟の小澳とす、西に開く。

大谷灣（オホタニ）

大岩村大字大谷の小澳なり、（一名網代浦）大谷の西を駟馳（シチ）山埼（一に七山に作る）と云ひ、北方は網代濱の岩嶼岬角によりて隱屏せらる、水深六尋餘、砂底にして稍東北風を避くるを得、鳥取市の港頭加露港は、全く東北風に暴露するを以て、大谷に假泊して、便宜を謀ること多し。（鳥取市の東北三里）

駟馳山（シチ）

又七（シチ）山に作る、大谷と服部の間なる海崖の上に隆起し、凡千尺突、禿頭にして顯著なり、因州の海岸は、駟馳山埼より西、青谷の長尾鼻まで十四海里、一帶の沙濱とす。

(七山)

地學雜誌云、駟馳山は、火山岩中殊に新成のものとす、海陬に突出したる秀峰にして、風色頗る佳絶なり、山陰の國道は、山の南足に過し、蒲生川の委口には、大谷の小澳を開けり、山勢は圓錐形にして、北西南の三面は絶壁峻險、東面は一條の深谷、山上より山下に通して、其左右山の尾長く延び、谷を圍んで恰も馬蹄形を爲せり、大谷村即此谷口に在り、平野村其北の小丘に立てり、元來此溪壑は近代の例に在りては、夫の磐梯山の如く、往古に在りては伯耆の大山に於けるが如く、山中蒸氣の爆發噴出したるに由り、地裂け土石を飛散し、V字形の溝壑を生したるものにして、蓋其谿口に堆積したる土石の一部は、海水に沒したるならん、土人の口碑に、往時山頂に池ありしと云ふも、今は噴火口跡を認め難し。

大野郷（オホノ）

和名抄、巨濃郡大野郷。○今本莊村なるべし、日野郷の南とす、蓋巨濃の郡號の起因地にして、オホノをオノ、コノとも唱へ、巨濃の名出つ。（もしくは本來コノなりしを、オホノに轉したる歟）許野（コノヒヤウ）の兵主（ズ）神社は本莊（ホンジヤウ）の大字新井（ニヰ）に在り。（兵主神社は延喜式巨濃郡に列し、新井の兵主と字する地に存す、兵主神は古代兵器を奉祭したるなり、同書同郡佐彌乃（サミノ）兵主神は、大字河崎の佐彌屋敷に存す、三代實録「貞觀十三年四月、因幡國兵庫火」とあるも此なるべし）

(許野)

本庄（ホンジヤウ）

今村名に轉ず、岩井本庄の義なり、巨濃郡、中世以降岩井（イハヰ）郡田中に混淆せられ、遂に改號して岩井郡と稱す、此地即其本據とす、浦富の南、岩本川の谷間に居る。

因幡志云、島根木（シマチ）は本庄村西の山下にあり、周圍三尺ばかりの石井なり、之を島根水と號し、又岩井といふ、此地もと湿海なり、出世を歴る幾許ぞや、海潮退き平地となる、其井の側に巨岩數多有て、海島の號あるも其故にて、島根岩井の名も實に生するならむ、今は水涸て湧する許なれとも、里中名におへる名水なり。○又云、三上兵庫頭の墓は、向本庄より東南、田の中の一丘是也、今は八幡宮と崇祭して、小祠を安す、廿個五輪の石碣あり、是其死靈を安措したる誌といへり、是人もと但馬の屋形、山名の[illegible]なり、幼年にて寺門に入り、東林院主と號し、同國岩井宗源寺の住職たり、時に天文の比、當郡二上山（岩常村）に城主なく、山下亂妨の禍止ときなかりければ、村長相議し、但馬の屋形へ内訴して、城主を乞ふ、其ときの衆議に因て、東林院を還俗なさしめ、三上兵庫と改名し、二上（フタカミ）に在城して、當郡を鎭護せり、されは此山餘り高峰にて、諸事手支たれば、新井村に城を構へ、常は其處に住し、二上には番兵を置て守せたり、廿餘年の比、武田又五郎高信等が兵に與し、布勢の屋形に對して故なき深意を含まれける間、家中一和せず、永祿七年、山名豐次（布勢屋形稱源十郎）の爲に不意を打れ、一朝に滅亡せり。

神祇志料云、延喜式、巨濃郡恩志呂（オシロ）神社、今恩地（オンチ）村に在り、武王大明神と曰ふ、同書同郡大神社は今大田村に在り、緑大明神と云ふ。（この大神社は大野神社の義にや、不審、恩地大田井に本莊の大字也）

(新井)

道竹城址（ダウチク）

本莊村大字新井（ニヰ）に在り。因幡志云、新井の道竹城は永祿七年落去し、其後無主の廢丘となれり、城は東向にて新井村を表とす、南西は浦住の牓示入組ける故、本庄の城といひ、浦住の城ともいふ、されとも新井村城の面なる故、新井の城とす、村の二町許り西田の中に首塚あり、村民[illegible]か坪といふ、新井恩地南城沒落のとき、討死たる敵味方の首を埋みたる塚といへり、道竹は天文の末、三上兵庫頭の創築なるへし。○陰德太平記云、因州の布施と三上は、元來山名屋形の同胞連枝なりしかど、しばしば合戰に及ふ、布施衆或る夜舟に取乘り、加藤の浦より押出し、巨野郡岩本川へ着き、一手は久末の民屋の前へ推寄せ、一手は房井土佐を大將にて、河を越に道竹の城へ攻上る、三上兵庫頭常は三上に在城しけれど、剩り急なれば、道竹の城を構て居住せり、兵庫頭一戰に討死し、豐數も此勢ひに近郷を切靡けば、巨野は自應き從ふべし、さあらば鳥取も退治せんと用意する所に、風病に依て死去せられける。

恩志（オンシ）

今本莊村の大字なり、延喜式に恩志呂とあるを訛れるなり、又恩地につくる、本光寺と云ふ禪院あり、因幡志、寺山の城は會下村本光寺の後山なり、故に寺山の城といへり、城主は山名熙貫なり、熙貫本光寺を開基せられて、位牌を安す「當寺開基月江道滿大禪定門」と彫刻す、年號を不詳、忌日は朔日なり、寺領寄附の判物、此寺の什物とす、熙貫は山名時氏五代の孫、中務大輔と

稱す、當國の守護なり、或云、大蛇骨、本光寺の下の陵谷といふ處にあり、大蛇の骨とて、口のわたり五寸ばかり、小桶の如くなる枯骨一つのこれり。

二上山(フタカミ)　本庄の南にして、岩常(イハツチ)村に屬す、此村は岩井庄と高野郷の間にして、今新宮(シングウ)村に併合せらる。因幡志云、巨濃郡二上(フタカミ)神社は二上山の西なる、峨山の麓に在りて、皷(ツヅミ)明神と云ふ。(二上一名立岩、消火山也)

二上山城址(フタカミヤマ)　因幡志云、此城又岩常(イハツチ)城と云へり、文和年中、山名伊豆守時氏の草創なり、本丸以下だん〳〵に切り平し、曲輪乾堀馬場の迹など、顯然と今にあり、城址に至れば巨濃法美の郡中、及び海上に至るまで、直下に見ゆ、尤も高山、構も廣大なり、熈貴の後しばらく無主なりしが、天文の比三上兵庫頭といへる、山名の一族、但馬より來て居城ありしも、後に新井の道竹城を搆て、常は其城に在て、當城には番の兵を居て、是を護らしめけるが、永祿中敵有て、一時に滅亡して、當城も無主の廢城となれり。○按に康正二年造内段錢引付に「拾貫文、三上近江入道殿、因州岩井庄」と載す、三上氏は嘉吉中山名熈貴の跡を承けたる人なるべし。

因幡志又云、山名時氏は足利尊氏に隨從し、因伯二州の守護職を給はり、岩常の二上山に築城す、其後功を累ね感を立てゝ、隱岐出雲をも給はり、又故ありて南方に歸順し、備後但馬美作丹後丹波を増加せられ、其一族の知行も數國に及び、一時は十二國の多きに及び、世人六分一殿の稱を立つ、時氏、應安四年卒す、今鳥取城下三眛山一行寺の碑銘に因るに「當國刺史光大禪定門寶塔、因州大守、孝子山名師氏重建立之、應安四辛亥仲呂廿八日記」とあり、然らば二代は氏重なり、又巨濃郡中島村氏家所有の古系圖を按ずるに、氏重は時氏の九男なり、明德記には八男とす、三代は氏家なり、時氏の四男氏冬の子なるを、氏重の養嗣したるにや、四代は熈貴にて、山名滿幸の子なり、熈貴和漢の才ありて、永享年中、新續古今集の作者の列に入る、實仁記に因れば、嘉吉元年、公方義教弑せらるゝ時、熈貴も其席に侍して死去す、彼古系圖に滿幸の嫡子三十郎幸康あり、「滿幸滅亡の時、二歳にて難を遁れ、鷲峰山に入る、嘉吉元年死す」と云ふ、是入郎熈貴なるべし、幸康は其初名ならん、熈貴死亡の後は、但馬の出石屋形入道宗全の子勝豐入部して、高草郡布勢に居り、之を布施屋形と稱す。

岩常(イハツチ)　此里は、中比山名伊豆守時氏當國の太守として、當國二上山に在城のとき、一國都城の下にて、民屋數千軒、棟をならべ寺院も多く、繁昌の地なりしとかや、今も谷々に其迹あり、長者屋敷、侍屋鋪、市場の跡等あり、田圃の字に蔀屋谷、美女谷、土場、馬場、絹屋などいへるも、昔城下のさきの名を傳へたるなりといへり。

滿願(マングワン)寺舊跡は城山の西の谷にあり、今も滿願寺谷といへり、昔大杉山滿願寺といふ大寺ありし由、今は礎のみ殘れり、境内に方二間ばかりの小祭に、不動明王を安置す、今の吉祥寺も其比の塔頭なりしといへり、凡そ谷際山の峽、林木の陰なるに苔結たる五倫の石碑、纍々と數を知らず、此寺盛興の時、代遠き事とも聞えず、されど殘れる記錄なければ委しきことを知りがたし、太平記、神南合戰の時、山名父子、因幡勢多く討れける者共の名字を書記し、岩常の道場に送り、其菩提を弔らはせられけるといへるは、此寺の事なりと。

岩本川(イハモト)　二源あり、一は蒲生村島越の奥に發し、西北流、本莊村河崎に至り、高野村の大坂に發する一源に相會し、北流大岩村の岩本に至り、網代浦に注ぐ、一名蒲生川と云ふ、長四里。

宇治郷(ウヂ)　和名抄、巨濃郡宇治郷。○今岩井村是なり、本莊の東南にして、蒲生川の谷なり、大字宇治存す、其隣所湯村を岩井宿と稱し、温泉あり。

宇治神社(ウヂ)　岩井村大字宇治に在り、(神社志料)延喜式内宿禰を祭る、中世以降誤て宇倍神を以て武内宿禰を祭る者と爲し、諸書多く宇治を宇倍に作る。○三代實錄云「貞觀六年三月、叙以因幡國從四位下宇治神、預之官社」神明鏡云、武内宿禰は仁德まで六代の後見とぞ、二百八十餘年にて化し玉ひて、因幡國に荒神の明神を打玉ひて、徒因の一宮に御坐ます、宇治の宮是なり。(宇倍神社を參照すべし)

因幡志、長者屋敷は、宇治村より三町ばかり、南の山際にあり、岸の高さ八九間、廣さ三反ばかりの一岳なり、此塲に古き瓦あり、土色黒く、青羽玉石の如し、裏に青海の文を押出せり、鮮かなること、枠に詰めるに似たり、陵瓦の端には八重菊を押起して、其列り稀々に金箔を摺入れたり。

岩井(イハヰ)　今宇治白地(シラヂ)井に湯村等を合同して岩井村と云ふ、浦富の東南一里餘、蓋岩井庄内なるを以て名つく。湯村の温泉は、又蒲生湯と云ふ、蒲生川の邊に涌出せし也。延喜式、巨濃郡、御湯神社此に鎭坐す。○此温泉は、驗熱性百十七度、浴槽八所に分ち、涌出豐なり、俗説宇治長者の開きたる者とぞ、鳥取を去る三里半、客舍旅店數戸あり。(今の岩井村は石井宇治二郷を混ずる歟)

因幡志云、歌名所に島根の御湯あり、其國未勘と曰へり、堀川百首の中に「夜とともに下にたく火はなけれとも島根の御湯はさむるともなし」とみゆ、按るに近鄕本庄村に島根の水といふあり、又岩井の水といふ、州中名におへる清水なり、されば此地の温泉を岩井の湯といひ、其鎭守を御湯神社といふなる、此を以て考るに、岩井の本名島根なるべし。○又云、彌勒寺舊迹は、今御湯神社鎭坐の地是なり、此寺開基知れず、山號もつたはらず、昔は大伽藍の寺なりしとぞ、さもありしにや、昔の塔の礎とて、神社の鳥居のかたはらに礎石あり、長一丈二尺横

八尺、其搭の瓦とて近邊田の中に古き瓦あまたあり。

蒲生郷 和名抄、巨濃郡蒲生郷。○今蒲生村是なり、岩井の南にして岩本川の源頭とす、東嶺を蒲生峠と云ひ、因但の國堺なり、南は又一嶺を以て、舊法美郡の山村と相界す。(此邊に消火山一座あり)

因幡志云、蒲生別府と云ふ神封、雄德山放生大會記に見ゆ、今馬場八幡宮あり、其由緒によれり、又蒲生の奥なる洗井馬越は、岩井郡中の深山なり、其土地、巨岩怪石崖嵬と峙立、谷川の岸の彼方此方に、かけつくりし民家多し、されば百人一首の歌に「山川に風のかけたるしがらみは」とよめる春道列樹主も、昔此里より出たる人なり、かゝる幽谷にも名人の住けるが、いとふしぎなる、三代實錄「貞觀四年七月、因幡國巨濃郡人物部門起、貫附右京職」とあるは此人の事なり、此時籍を京都に移し「全五年、賜姓春道宿禰」。○又云、蒲生の銀山は西方の山中に在り、三日月山と呼び、文祿二年初めて間府を開、一時大に行はれけりと曰へり、所々に間府の跡のこる。

山崎 延喜式に載する本州の驛名なり、今詳ならず、原書を按するに、山崎佐尉敷見云々とありて、山崎を其首とす、山陰道の古驛路を考ふるに、但馬國には七美二方に驛路を係け、二方より本州に入りしを知る、卽巨濃郡を以て但馬の終驛を承けたり、其形狀を推すに、蒲生郷に一驛ありて、之より法美の國府に通せるやに想はる。

高野郷 和名抄、法美郡高野郷。○今新宮村、高野村是なり、蒲生郷の西、大野郷の南にして、岩本川の一源なり、此地及び服部鹽見の諸村は、地勢巨濃郡(近世の岩井郡)に屬すへきこと、固より當然とす。高山寺本、巨濃郡に係けたり、和名抄の郡の系屬、蓋誤れり。

新宮 今院內、荒金、高住等を併せて新宮村と云ふ、岩常も之に屬す、本庄の南に接す。

因幡志云、院內の邊を新宮保といふ、新宮は此地に熊野を移し、其神靈を勸請せる故なり、寺を神宮寺と號し、里を院內といふも、神宮寺の院內といふ義なり、續日本紀「文武天皇二年三月、因幡國獻銅鑛」とあれば、此ときの事なるへし、鑛は和爾阿貝加禰なれはなり、凡そこの里は蒲生郷の西の谷隘にて、其境の山脈、金銀銅山に相連て、村のうしろの山には、あまたの間府穴、今に殘れり、これ國中最利の金山なり。又云、國境は新宮より三十町餘奥にあり、花表は荒金の下四五町にあり、それより本社へ一里となり、其處より奧は山勢の高峻なる、翠巒峩々としてたやすく登るへからず、其山の南は大草谷(法美郡)とす。

(金荒)

延興寺 今高野村の大字なり、其南に向大坂小田岡川等の大字あり。延喜式、巨濃郡高野神社、今延興寺村に在りて、鏡撞明神といふ。(神祇志料)

因幡志云、高野の古城、姥か谷の城といへり、延興寺と大谷と兩村の間にて、大谷の方を城の表とす、故に大谷の城ともいふ、城主は吉見宮內大輔全兵庫又兵部少輔共稱せしとかや、康正二年造內裏段錢引付に、「弐貫三百三拾五文、吉見孫三郎殿、因幡國高野竝內小田保段錢」とあるはこの家の事なり。

服部郷 和名抄、法美郡服部郷、訓波止利。○今服部村及び鹽見村等なるへし、高野郷大野郷の西とす。服部神社は服部村大字海士に在り、三代實錄、貞觀十六年、服織神授位せられ、延喜式法美郡に列する官社是也。續紀、和銅五年、因幡國の綾錦の事見ゆ、當時此地に機織の工匠の貢に任せるものありしを知る。(和名抄服部郷をも法美郡と爲す、又地形に合はず、不審)

(上海)

細川 今服部村の大字也、湯山の南西麓にして、其海濱を岩戸と云ふ、湯山池、幷に鹽見谷の水此に會集して、海洋に放つ。

因幡志云、細川梅は曾光院堂前にあり、今は枯て切株のみ殘れり、枓間五尺許り、大和本草附錄及び日本名物記、誹諧毛吹草にも因幡國細川梅としるしたれば、其名海內に及びける名木なり、相つたふ老樹の昔は花八重にして、白く五色の飛入ありて、慶長の比までは花の大さわたり一寸五分といへり。

湯山池 今服部村大字湯山に屬す、細川の西、摩尼山の北麓にして、海濱に在り、周廻五十町。○因幡志云、湯山とは昔此處に温泉ありし故とか、三代實錄に「貞觀五年十一月、因幡國言、新羅國人五十七人、來着荒坂濱頭、略似商人、是勅給程糧、放却本蕃」云々とあり、湯山は今船の會する所にあらずと雖、其池は塞海の跡なり、孤山の東を入江と呼び、又船木戸と傳ふるも、昔の名殘なるべし。(按するに、湯山の海濱に海士島あり、又池の西に多鯰池あり、多鯰の西、賀露川に近く濱坂村あり、三代實錄の荒坂濱は、今の濱坂にあたるにあらずや、猶鹽見の荒坂神社參考すへし)

鹽見 又志保見に作る、服部村の南なる山谷にして、今鹽見村、元鹽見村の二に分つ。鹽見とは海潮際見の義にや、又は潟水(鹹氣を含む水流)の義にや 因幡志云、鹽見谷の領主鹽見氏は、太平記、神南合戰に、山名勢のうち鹽見源太と見ゆ、矢谷村の蛇山に其要害の跡あり、天正の亂には鹽見氏の事をきかず、其以往に斷絕したるもの歟。

荒坂神社 延喜式、法美郡の官社なり、今元鹽見村大字箭谷に在り。神祇志料云、荒坂神社今服部郡莊矢谷村に在り、荒坂山王と云ふ、三代實錄に荒坂濱頭とあるは、卽今荒坂山の地なり、今水門と云へき處なけれど、土人相傳へて湯山池は古へ入海の跡と云ひ、其近傍に幣殿、神樂田、燈明田、油代等の名あり、播磨風土記に仁德の朝、因幡國造阿良佐加比賣見ゆ。

(谷矢)

栗谷(クリダニ) 今元御見村の大字とす、因幡志云、栗谷村に坂谷權現あり、村の下三町計なる谷にあり、二十町ばかり奥へ入て、山脊を越ゆれば、谷をへだてゝ向ふに岩山あり、山容武陵山に遶りたり、其より一町ばかり、險しきを上れば、森林の中に僅に平地あり、其處に方二丈四五尺の巖石あり、獸口を開きし如く、おほひかゝりて、窟をなす、其中に小祠を安ず、側に二尺あまりの釋迦の木像、仰き臥玉へり、其様拈香の如く杤おはしませり、是幾何星霜經玉ひけるにや、權現を勸請しける事、神佛習合の世のことなるべし、さて又此石窟三尺あまりの間に、文字の形に似たる者をほりつけたり、今の世の文字ならねばよみがたし。

敷見(シクミ) 今詳ならず、延喜式の驛名にして山崎敷見さつゝき、山崎は蒲生(巨濃郡)とおもはるれば、敷見は鷲見にして、此より法美の府に至れるごとし、鷲見を誤りて敷見とせる歟。

邑美郡(オフミ・ヨウミ)(上美郡) 明治二十九年廢して岩美郡へ入る、岩井法美の西にして、甘露川東岸の小郡なりき。近時、鳥取市及び六村に分ち、人口四万、面積二方里半と稱せり。

邑美郡は、延喜式和名抄、於不美と註し、後世訛りてウハミと呼び、上美に作れり、池田家入部の初めの文書に上美(ウハミ)郡と記す、寛文年中、邑美に復す、然れども或はウハミと讀み、或はムラミと讀めり。○邑美は郷名にも見ゆ、大海の義にや。

生田氏巡迴日記云、自細川至濱坂二里、沙漠茫々、不生一莽木、盡沙塵爲風飛揚、高低變其處也、沙漠之廣大、謂之日本無雙亦可、下濱坂、眼界豁然、湖山水光如浮、千代川縈回如帶、

渺々長江流勢斜、煙中城市幾千家、天工折半全州地、一作青山一白沙、

邑美郷(オフミ) 和名抄、邑美郡邑美郷。○今中之郷(ナカノガウ)村なるべし、鳥取市の北郊にして、西は賀露川に、北は大海に、東は摩尼山湯山に至る、邑美とは大海(オホウミ)に接すれば其名ありしごとし、此郷郡名にも呼びたれば、後世之を避けて中郷と改めし歟、如是の例は諸州に多し。

濱坂(ハマサカ)(中之郷) 今中之郷の大字とす、其海濱は直に賀露港に隣接し、丘陵起伏して、東南摩尼山に連亘す。

因幡志云、濱坂の道場(ダウヂヤウ)山は一名都筑(ツツキ)山と云ふ、往古此に道場あり、倭漢三才圖會に「洞禪院、在濱坂村、禪、寺領三十石」とあるも、此寺の事なるへし、されば貞享の初、當村の土民土中より大なる腐木を堀出しける間、打寄薪になさんと配分しけるが、其中に人の手足の形せるあり、是は不思議と、猶も其地を穿ちければ、御頭も出て已に觀音の妙軀全備せり、やかて村端に草堂を作て安置す、今の觀音堂の本尊是なり。

丸山(マルヤマ) 因幡志云、濱坂村に推嵬たる孤山あり、本名丸山と號す、此山は天正中、秀吉公鳥取城攻の時、鳥取の砦として、奈佐日本之助と云武士出張したる古城なり、さるに因て絶頂を切平し、芳草青莚に似て潔し、然れとも險岨にて容易に登りかたし、絶頂の風色、西南は滄海漫々として白浪天をひたし、千山万峯東南に聳えて、盤紆相重り、麓に小山の湖水を見、千代の長流靈石山(八上郡最勝寺山也)の端を過り下て、綿々として帶の如く、旗洞眼を奪ふ、氣色凡洞庭西湖に耻べからず。○安西軍策云、藤堂與右衛門は、丸山の城へ使を以て扱を入れしに、山縣九郎左衛門對面に御返事可申と云ひながら、自身と頸を中に打落し、切岸よりはね落死けり、角て城中兵糧盡て飢に及しかば、城を明てぞ渡ける。

圓護寺(エンゴジ) 今中之郷村の大字とす、濱坂の東覺寺と相接比す、此の里は、往古佛德山圓護寺と號する大寺の迹なりとぞ、當村は其寺號を稱する也、此寺いつの世の頽廢なるにや、今村の中にある堂の觀音堂、其遺迹なりといへり、摩尼山摩尼寺縁起を考るに、仁明帝承和年中、慈覺大師此勝地を尋て、摩尼寺開基して、帝釋の像を安置すと記せり、然れば摩尼寺は今天明に至て凡九百年也、圓護寺は其以前の寺なれば千年に餘れるなるべし、又本尊そのかみは大日如來なるへきに、今は觀音を安す、されば六東濱長砂村大日堂の義に、此本尊はもと圓護寺の大日如來也と、然れば中比の兵亂に、此寺頽敗の時、長砂村へ遷したるなるべし。(因幡志)

吉川式部少輔經家之墓は、圓護寺村より二町余奥、五反田と云處の径の側に、方三間余の丘上に五輪の碑石二基安置す、是なりといへり。(鳥取城址を參照)

覺寺(カクジ) 角寺にも作る、今中之郷の大字なり、圓護寺の北にして、鳥取より細川大谷に通する路之に係る、摩尼山は覺寺の東に聳ゆ、服部村鷲見谷に跨る、土俗角寺石と稱する石材は、此地の山中に伐り出す。

帝釋寺(タイシャク) 因幡志云、角寺村の喜見(キケン)山摩尼寺は、本尊帝釋天を安置す、相傳ふ、承和年中、慈覺大師草創なりとぞ、蓋人つねに靈驗を祈て、崇仰淺からず、毎年六月廿六日會式にて、參詣の者多し、中古陸奥守清宗寄附に依し、帝釋に懇祈を祈り、靈驗に因て御殿を建、楊松を植て寄附せる由縁起に見ゆ、さる事もありしにや、奥の院は本寺の東の谷奥にあり、仁王門より十三町、左の谷を登る處に立岩と號するありて、岩下に地藏お坐す、其所を才河原(サイノカハラ)と云、當時帝釋此岩頭に出現し玉ふと、天台律宗を奉し、寺領二十六石。

摩尼山(マニ) 帝釋寺の奥院にして、鳥取市街の東北一里に在り、帝釋山とも呼ふ、稻葉山の北一里半、天正九年六月、羽柴秀吉鳥取攻の時、此に向城を取立てたり、故に今に御本陣山の一稱あり、而て當時摩尼寺主鳥取方なりけれ

は、羽柴の軍勢之を焚き拂ふ、寺僧道好以下も無殘の最期を爲したりと、今の寺坊は近代再興する所なり。

鳥取鄉（トツトリ）

和名抄、邑美郡鳥取鄉。〇今鳥取市是なり、邑美鄉の南にして、袋川の兩岸に跨る、西は品治鄉に接し、東は稻羽鄉に隣る。鳥取は古代部民の稱號とす、往昔この沼澤を利して、禽鳥を捕獲せしならん、後世地形大に變す。

鳥取（トツトリ）

今市制を布く、人口二万八千、舊池田家の城邑にして、今に至るも因伯二州の治所とす、岡山市を去る三十三里。〇大八洲遊記云、舊池田侯所治、維新後置鳥取縣、治本國及伯耆隱岐二國、明治九年廢、屬島根縣、十五年、再置本縣、其城山名豐國據之、豐太閤所攻、其後池田侯、別築城山下、居之、城下水苦、不可飮、別引山水、爲井、頗古昔沮洳之地也。

鳥取縣廳（トツトリ）

鳥取市東町に在り、因伯二州（岩美、八頭、氣高、東伯、西伯、日野）六郡一市を管治す。

鳥取兵營（トツトリ）

姬路第十師團の所管にして、步兵第八旅團第四十聯隊の營所なり。

鳥取城址（トツトリ）

（久松山）

市街の東北、久松山（ヒサマツヤマ）の尾に在り、天正九年、羽柴秀吉因州を略取し、其部將宮部善祥坊繼潤を置き、遂に二十万石を封與す、慶長五年除封、池田備中守長吉之に代り、六万石を賜ふ、元和三年、長吉の子長幸備中松山城へ轉し、池田新太郞光政播磨より入部し、因伯二州三十二万石を食す、寬永九年に至り光政封を備前に移され、其從弟光仲に因伯を賜ふ、世襲して明治に至る、支封、鹿奴若櫻の二藩ありき。

地志提要云、天文年中、因州屋形布施の城主山名誠通、初めて鳥取に築き之に移る、既にして但州屋形祐豐と隙を生し、兵を交て敗死す、子幼なるを以て家臣和を祐豐に納れ、祐豐の弟豐定、布施城に來り國を監す、永祿中、家臣武田高信誠通の二子を弑して鳥取城に據る、豐數・豐定の子）之を伐ち克たず、元龜二年、豐數乞し弟豐國立つ、天正二年、尼子勝久に合して高信を誅す、既にして毛利氏來り攻め、豐國終に毛利氏に屬す、八年、豐臣秀吉來て鳥取を圍む、豐國出て秀吉に投す、（山名氏十二世、凡二百六十一年、豐國後德川氏につかへ、邑を但馬村岡に受けたり）其遺臣毛利氏の將吉川經家を奉して城守す、九年、秀吉之を陷れ、悉く本州を定む。〇因幡志云、鳥取の州府は、天正元年以降なり、但し城郭は、其先天文十四年、山名左馬介誠通、高草郡布勢在城の時、砦として此に草創ありしなり、然るに永祿六年の頃、臣武田又五郞高信、鳥取を押領し、古城に在て威勢を震ふ、是より布勢の武威衰へ、中務大輔山名豐國入道禪高の時に至て、屋形は有れとも無きか如くなりし處に、其比雲州の浪士山中鹿之介幸盛來て、豐國に力を勸せて、高信を攻む、高信終に降參し、久松山を開く、時に天正元年、高信在城十一年也、爰に於て豐國布勢を轉して鳥取に入、是其本府たるの始にて、四民も居を移す、今城下の士宅凡六百軒、町家凡三千七百軒。

安西軍策云、天正二年九月、山中鹿之助は三千餘騎にて毛利入道淨意か籠たる鳥執の城へ押寄、天王の尾より亂入す、尼子勝久頓て入代り給ふ、此城は元來山名豐國の端城なれば、豐國使を以て此城此方へ給り候へ、於無左者無力、毛利家に降り、對勝久可遂一戰にて候はんと云送ければ、甲の丸を豐國へ渡、自身は二の曲輪に在ける となり、同七年、大藏大輔豐國は羽柴秀吉に居城を被取闘、豐國は表裏胡亂なる大將なれば、其家臣森下中村多恨を含、忽心替して藝州へ一味し、因幡一國を切隨、本領を取返さんと謀を運しければ、豐國無力鳥執を逃出つ、秀吉商賣舟數艘若狹より因州へ差下、米穀の類を日比より一倍二倍高直に買せられければ、森下中村是を謀とは不知、餓に纒綿の付たる心地して、蓄置たる兵粮盡くこそ覺にけれ、天正九年二月、鳥取いよく危ければ、吉川經家之に籠城せらる、鳥執より一里計り隔、丸山の城あり、彼城には山縣九郞左衞門尉を大將として差籠らる、七月秀吉六萬餘騎を引卒し、本陣は摩仁帝釋山に居被たり、其東に一萬餘騎、雁金山には織田於萬、宮部善乘坊陣取る、又藝州の後詰の押として、秋里村に城を構へ、は蜂野彌兵衞尉舟三百餘艘かけ並て扣たり、又灘邊に杉原七郞兵衞門に一萬騎差添、渡口を押たり、斯て城中兵粮乏かりけれは、袋川千谷川をくゞり通路しけるを、水中潜五人搦て皆頸をこそ刎られけれ、又藝州の兵粮方兩人、大崎迄打出、敵陣近く漕寄せ、透間を窺兵粮を入んとしけれとも、纔三十餘町隔てなから、空く本の道へそ歸ける。〇豐鑑云、天正八年、秀吉山名禪高のふまへし鳥取の城圍んとし玉ふ、此處は山名の知所にてありしを勢少て叶はじとて、毛利輝元のずさを加て守らせける、山名某は秀吉に心ざしありて、城を拔出けれど、毛利がずさは猶のこれり、城さかしくてやすく破がたければ、兵粮のつきんを待べしとて、城の廻に柵を結塀をぬり、日を送り月を越す程に、粮つきて馬牛などを殺し喰しかど、もうれも程なく盡ぬれば、餓死し人のしゝむらを切食あへる樣、いふも中々なり、漢の世の亂に、赤眉の賊などこそ、人を食しと傳へきく計りなり、我國にかゝるためしやはありしと淺まし、軍旅の事、いまだ學ばずと、孔夫子ゝ宣しもげにさらなり、かくせし程に、城よりの乞にまかせ、宗徒の者計自害し、殘れるはみな助て出しぬ、久食を斷しを憐み、大なる釜を居ならべ、粥を煮て奉行を定め、城よりいづる者共に食せられし、心ざし又縣也、多く喰し者は忽に死し、少喰しは恙なかりけりとなん、かくてこゝには官部善祥坊を居て城を守らせ、因幡國の掟を沙汰せさせ、播州（ハリマ）に歸り給ひぬ。

樗溪神社（アフチダニ）

鳥取市上町に在り、舊大日谷（オホニチダニ）の東照權現と稱

し、德川家康を祭り、慶安三年の創建とす、明治七年諸祖光仲及び池田忠雄（光仲の父を忠雄とし、忠雄は忠繼の兄也、家康の外孫にして、初め備前岡山城に封せらる）を配祀す、光仲は興禪と諡し、因幡少將と云ふ（此社舊神領五百石）○長田神社又上町に在り、事代主神を祭る、市中ノ鎮守也、

興禪寺（コウゼン） 鳥取市栗谷町に在り、黄檗禪宗、元祿六年、備千寺開基、池田家の菩提所とす、（舊寺領二百石）龍峰寺斷功寺ともに黄檗宗を奉す、慶安寺淨土宗、日香寺日蓮宗等あり。

吉方（ヨシカタ） 鳥取市の南側を云ふ、桃花蘂葉に「嚴城禪寺院、應仁之亂、寺家滅亡、寺領者因幡國鳥取吉方郷、山名被官領請地也」とある者此とす、吉方の東を立川と云ふ、天台宗大雲院あり、慶安三年、池田家の創營せる者とす。

湯所（ユドコロ） 鳥取市の北端を云ふ、中之郷村に接す、眞言宗最勝院在り、寛永九年、池田家の創營せる者とす。

袋川（フクロ） 大茅（オホカヤ）村の奥、眉仙（アフヤノセン）に發源し、西流鳥取市を貫き、湯所の北、田野島に於て賀露川に入る、長七里。

因幡志、袋川新古兩川あり、古川は今御門內所々に殘れる堀筋是なり、新川は灣曲城の土堤（ドテ）外を流れ下る、今も袋川と云ふ也、新古兩川共に上流は法美郡稻葉（イナバ）川、下流は千代（センダイ）川と一つに落合ひ、加路の湊に出る也、されば太閤記、鳥取城攻め條下に、山下に袋川を帶として、其便り最よし、さるに因て容易く攻はしかたしと記せり、中古山名豐國鳥取を本城とせられし時、大凡沼澤を埋地とし、宮部氏の代に至ても亦是を普請せしと也、慶長年中、備中守殿の時、因幡川奥谷の口を堰切り、大杙（クヒ）村の方へ流し、今の寺町藥研堀より內の方へ切り込て、江崎（カウカサキ）より流れ出つる古川へつゝけたり。

(稻羽川)

品治郷（ホムチ） 和名抄、邑美郡品治郷。○今富桑（フサウ）村に西品治（ニシホンチ）あり、鳥取市中に東品治、新品治あり、蓋鳥取郷の西、賀露川の邊を指す。此郷は古事記に「本牟智和氣命、拜出雲大神宮之時、毎到坐地、定品遲部也」とある、其一地なると想はる。

因幡志云、田野島（タノシマ）に八幡宮の小祠あり、此地昔神宮寺境內也といへり、林木蓊茂の跡、尋常の社地にあらず、山名家當國守護職の比、此寺祈願所たりと云へり、天文年中、山名彌次郎豐數寄附の金剛盤あり、其銘今に分明也、扨又永祿年中、山名の家臣武田高信謀叛蜂起の後、鳥取に在城して、布勢に對して人衆を催しける事度々なりしかば、布勢より此神宮寺に陣を張て、鳥取を押へたりと云傳ふ、倭漢三才圖會に「鳥取有神宮寺、寺領五十石」と記せり。（今富桑村大字田島）

(田野島)

古市郷（フルイチ） 和名抄、邑美郡古市郷。○今美保（ミホ）村是なり、鳥取品治二郷の南に接し、古市の大字存す。

美和郷（ミワ） 和名抄、邑美郡美和郷。○今三戸古（ミトコ）村、倉田村及び大路（オホロ）村なるべし、古市郷の南にして、法美八上の郡界に至り、西は賀露川とす。（大路は舊法美郡津井郷の屬域にやとも疑はる）近代三戸古保の名ありて、今村名に轉し、美和、古郡家（ココホゲ）、越路等の大字之に屬す、三戸古の北に接して、大路（オホロ）村あり。

(大路)

倉田（クラタ） 今倉田、國安、圓通寺等を合併して一村とす、圓通寺は鳥取市の南二里、一峯在り火山流岩より成立するを以て、形狀卓子に似たり。

倉田八幡宮（クラタ） 今倉田村大字馬場に在り、創建詳ならず。

因幡志云、倉田は或說に四條院天皇御宇、因幡國の大庄二箇所雄德山に御寄附せらる、其御倉田なるを以て、八幡の社を建る、其地を倉田と云も、其故ならんと、男山放生大會の記を按るに、因幡國蒲生別府（ベフ）御寄附の事、妙樂寺藥師料所の條下にみゆ、又極樂寺武內釋所の條下に、土御門院承元二年六月一院幷公家御祈のため、供料所を寄附せらる、因幡國■房（タキフサ）庄とあり、然れは世俗所謂神領を收納る御倉田の稱以來、龍房の古名かくれたるにかあらん。

三戸古（ミトコ） 舊保號なり、今村名に轉ず、神祇志料云、延喜式、邑美郡中臣崇健（タケタケ）神社は、三戸古保久末村に在り、高森天王といふ、其祠今絕たり、土人傳說に昔神體ありて、我神形体情と等くして、尋常の宮殿に坐すべからず、社宇を設くること勿れと誨し給ふを以て、社字なしと曰へり、然れとも此說は崇健の名に依りて附會したるごとく聞えて、疑はし、（崇健と云ふ神號は播州加西郡にもあり、此に郷名三輪とあるより推せは、三輪大神の類にや）

(崇健神社)

法美郡（ホフミ・ハフミ） 明治二十九年廢して岩美郡へ入る、袋川上游の山谷にして、東は岩山に至り、西は邑美郡に接す、南北山嶺を以て限る、近時は面積五方里、人口一万二千、九村に分れたり。

法美は、延喜式和名抄、波不美と注し、古國府の在所とす、本郡と巨濃郡（近世岩井郡）の境界移動、并に和名抄鄉名の錯亂の事、國郡考に其說あり、拾芥抄には法美を法味に作る。

津井郷（ツノヰ） 和名抄、法美郡津井郷、訓都乃井。○今津之井村幷に面影（オモカゲ）村是なり、邑美郡美和郷の東とす。

延喜式、法美郡岡上奴（オカミノ）神社は、今津之井村大字香取（カトリ）の森上山に在り、鳥取市より八頭郡郡家に赴く通路は、岡上山の下を經由す、餘戶（コト）、杼木、福宜谷等の大字あり。

面影（オモカゲ） 舊山名なり、今轉して村名と爲し、雲山、大杙（オホクヒ）、正蓮寺等の大字之に屬す、津之井の北、鳥取市の南郊なり。

因幡志云、正蓮寺山を面影山と云ふ、此山は因幡國の歌名所なれど、何れの地にや明かならざりしに、土人の口碑に正蓮寺とて昔寺院あり、其山號を面影山と唱ふ、今

に傳ふる所の歌一首あり、

因幡よと問ましものを戀したひ忘れかたきは面影の山、しるしらぬ御法にもれぬ教にて跡したはるゝ佛のやま、

按ずるに、[illegible]因幡よとの歌は、夫木集に出たるを、[illegible]夫の世々に傳へたるも、不思議と謂ふへし、[illegible]山の邑美郡今の御本陣山と云ひ、又鳥取の城山の事とも云ふ。

國府（コフ）

今[illegible]址に因り、村名に爲す、[illegible]（チヤウ）、國分寺、法花寺、三代寺、町屋、中郷、美歎、宮下等の大字あり、古[illegible]地にして、鳥取市の東南一里、[illegible]川を此に[illegible]川と云ふ。

（[illegible]府）

國府址[illegible]村と云ふ。和名抄、法美郡府、延[illegible]式、因幡上近國、管七郡、行程上十一日下六日。○續後紀、嘉祥元年、因幡國法美郡[illegible]神、[illegible]位下、[illegible]社、以國府[illegible]有失[illegible]、[illegible]時風[illegible]火[illegible]、○因幡[illegible]云、法美國府は今[illegible]（マチヤ）村といふ是其跡なり、近隣町屋村といふは、當時の市肆の名の[illegible]たるなり、萬葉集に「天平寶字三年正月一日、於因幡國廳、[illegible]國郡司等之宴、歌一首、守大伴宿禰家持、

（町屋）

新らしき年の始の初春の今日降雪のいやしけよごと」。

町屋は[illegible]山（コシキヤマ）に[illegible]あり、是は[illegible]元[illegible]の比、山中鹿之助等[illegible]りし所にて、鳥取[illegible]の地とす。

國分寺（コクブ）

[illegible]接し、大字に[illegible]して、其名[illegible]。延喜式云、因幡國[illegible]三万束、[illegible]三千束」（因幡志云、國[illegible]今にて[illegible]、[illegible]り、然るに中[illegible]に[illegible]し、今一草庵有てこれ[illegible]國分寺と號す、本尊藥師如來なり、（鎮おたる星霜、幾度の盛衰を經て、[illegible]存せり、今も[illegible]行者[illegible]て、大[illegible]を納む、[illegible]と謂つへし、[illegible]に大[illegible]れり。

法華寺（ホツケ）

[illegible]村の東南に接し、法[illegible]三代寺（サンダイ）の二大字あり、因幡志云、法華寺、今[illegible]山（イキヤマ）の麓にあり、國分寺[illegible]東西[illegible]去る事八町なり、國分寺は僧寺、法[illegible]、中比[illegible]て其名のみ里の名に殘れり、當村[illegible]法華寺[illegible]の[illegible]なりとて、手[illegible]に作りて所持せり、[illegible]たる所渡り一尺七八寸、圓相に彫起したる跡あり、其上古のさま[illegible]なるよし[illegible]なり、其外にも[illegible]有ける由、先年[illegible]寺建立の時、[illegible]に因て、不[illegible]彼寺へ運送して、今は一も無くなりしとぞ。

稻羽郷（イナバ）

和名抄、法美郡[illegible]、[illegible]（今國府村、[illegible]村[illegible]なり、國[illegible]中之郷[illegible]字あるは、[illegible]なるべし。

立わかれいなはの山の峯におふる松としきかば今かへりこむ、（古今）（此地[illegible]云、此歌、在[illegible]平[illegible]、[illegible]三年に因幡守とならたれたれは、其時よめるへし）

親のおなかへ下りけるに、おくりける、　[illegible]　相如

吹風につけてもかなしいなはなる稻葉にかくる露の身なれば、（[illegible]）

（稻葉山）

稻葉山（イナバ）は[illegible]神社[illegible]にして、[illegible]國府の[illegible]山とす、[illegible]一里[illegible]、宇倍山とも稱す、（中之郷に、延喜式、[illegible]神社あり、其地を字山といふ。（[illegible]）

美歎（ミタニ）

今國府村の大字なり、三谷にも作る、延喜式法美郡美歎神社在り、[illegible]王大明神と云ふ、（神祇[illegible]）貞觀十六年、因幡國[illegible]授位、（三代實錄）[illegible]を參考すへし。

因幡志云、三谷山[illegible]國分寺は、今[illegible]山の麓にある觀音堂是なり、昔の[illegible]國府、今に[illegible]地とす、本尊八臂の觀音[illegible]なり、長[illegible]六分[illegible]、[illegible]觀音といへり、延喜式[illegible]に、此地[illegible]を美[illegible]と記せるは、寺を三谷山（ミタニ）と[illegible]するも同じ[illegible]なり、又[illegible]山[illegible]（云云）、北の[illegible]にあり、[illegible]寺より中[illegible]り西の山すそなり、道より一二間上の段に少しの平[illegible]あり、其邊に姫塚と云傳へたる一丘有しとかや、天明年中までは、高さ五尺許りの[illegible]崩れたるが、[illegible]も二[illegible]りてありし由、今は其も無くて[illegible]と草木生茂たり。

宇倍神社（ウベ）

國府村大字宮之下（ミヤノシタ）に屬す、今國幣中社に列し、一州の大祀とす、背後の山は即稻葉山にして、又宇倍山と云ふ、[illegible]を上宮（ウヘノミヤ）とも云ふ。

（上宮）

按するに、宇倍神は、[illegible]元年初めて官社に預り、（國府の條に見ゆ）延喜式法美郡の名神大社とす、中世以降[illegible]の一宮と爲り、又武内宿禰を祭る所と曰へり、八幡[illegible]問曰、武内大明神と申は、孝元帝の代の孫、垂仁天皇十年、景行天皇[illegible]生[illegible]、天皇[illegible]を、景行天皇御宇、棟梁臣たり、成務天皇二年、大臣たり、生年五十歳、日本[illegible]大臣、是を以て始とす、仁徳天皇五十年[illegible]へり、景行、成務、仲哀、神功、[illegible]、仁[illegible]、[illegible]合六代[illegible]をへて、[illegible]百六十餘歳をへて、因幡國上宮山中衣[illegible]しくして入給ふ、御[illegible][illegible]を崇め奉る、二十二社註式曰、武内[illegible]大和[illegible]不[illegible]因[illegible]、人皇三十七代、[illegible]天皇大化[illegible]年、[illegible]、また武内傳に法に、[illegible]武内宿禰[illegible]三百六十[illegible]、[illegible]の[illegible]「[illegible]治天下五十五年[illegible]三月、[illegible]所不知、[illegible]、因幡[illegible]山[illegible]曰[illegible]、是武内宿禰之[illegible]、[illegible]平[illegible]入宇[illegible]山之[illegible]、不[illegible]」と曰へり、[illegible]武内[illegible]の[illegible]大和[illegible]、之を[illegible]すること己に[illegible]、[illegible]と云ふは[illegible]、且[illegible]武内[illegible]を[illegible]するに[illegible]、[illegible]宇治神社こそ[illegible]したる[illegible]、中世八幡大神に[illegible]して、武内大[illegible]はれしより、名[illegible]を失ひ、種々の[illegible][illegible]見る[illegible]、[illegible]らしめし[illegible]も[illegible]ふべし、[illegible]

料の論には、
按、神名帳頭注引風土記云、宇倍神に武内宿禰也、一宮記又云武内宿禰を祭る。然れとも頭注に引所に風土記文體を考ふるに、他風土記の文に似ず、其說も又甚疑ふへし、故今とらず。又按本社祠官傳說に、素盞嗚尊十五世孫某、日本武尊に從て、四夷の賊を伐ち大に功あり、子孫相繼て本社に祠官たり、後伊福部姓を賜ひ、國造と云ふ、此に據らば、素盞嗚尊族類の神を祭るに似たれど、伊福部は天孫火明命の裔なる時は、素盞嗚尊族類の神に非る事又明し、但其山陵道を平くる時に、此國に下り其後世々國造たりと云ふに據らば、稻葉國造の祖彥坐(ヒコイマス)王の兒多都彥命を祀れるにやあらむ、古事記に、崇神天皇の御世日子坐王をば旦波國に遣して、玖賀耳之御笠を殺しめ給ひき、書紀に、丹波道主命を丹波に遣すとみえ、舊事本紀に、彥多都彥命を稻羽國造に定給ふとあるに、由緣ありて聞ゆれば也、されど社司傳說、前後矛楯有て詳ならず、姑附て考に備ふ。

因幡志云、宇倍山伊福部氏の古墳は、火葬して納骨したる所とす、其石櫃は二石より成る、一は蓋にして一は孔なり、蓋石長五尺餘、橫三尺厚一尺八寸、孔石も同し、而て中央に孔あり、孔中に骨壺を容る、即納骨器なり、器高四寸八分徑八寸、蓋あり之に副ふ、重二貫五百匁、蓋に銘あり、之に刻すること傘の骨に刻むが如く、十六行なり、

因幡國法美郡伊福部德足比賣臣藤原大宮御宇大行天皇御世慶雲四年歲次丁未春二月二十五日從七位下被賜仕奉矣和銅元年歲次戊申秋七月一日卒也三年庚戌冬十月火葬即殯此處故末代君等不應崩壞上件如前故謹錄錍和銅三年十一月十三日己未(已下缺)

是古墳は、安永三年六月、宇倍山無量光寺境內より、石櫃あらはれ、初めて伊福氏の墓たるを知る、伊福氏は宇倍神社の祠官として、今に連綿す、希代の事ならずや。○古京遺文云、伊福吉部臣墓志、盛骨銅合子、文鎸在蓋上、謂文武天皇爲大行天皇、万葉集亦同、蓋當時謚號大行、爲先帝之稱也、銘即碑字、器用銅造、故變石從金耳、然謂志爲碑、所未有見、恐誤也。

奥谷(オクタニ)

今國府村の大字なり、宮之下の西とす、舊國主池田家の墳塋あり、元祿年中より近時まで累世の葬所とす、舊清源(セイゲン)寺と云ふ僧坊を置かれしが今廢す。

百谷(モモタニ)
(柳原寺)

奥谷の北にして、今卯垣(ウガキ)瀧山等と相併せ、稻葉(イナバ)村と改む。因幡志云、百谷の柳原氏墓は、柳原寺境內にあり、二基の五倫を安置す、柳原量光卿夫婦の碑碣あり、昔此邊を領地せられけるが、時の亂をさけて京都より此地に蟄居し、夫婦ともに此處にて卒去ありしと也、當國下向は、文明十八年の比なり、北之方は永正五年、量光卿は仝七年に逝せられし由、此寺の記錄にみゆ、公卿補任に、因州下向の事を載せたれば分明なり、當所に住居廿三年歟、其比國侍數多依據し、但州を討ちしたがへらるへき由をすゝめける故、其用意ありし中に、病氣に因て其事止むと也、量光卿長子を資藤卿と稱す、隱逸にして官位昇進を不望、家嗣を弟資家卿に讓て、其身は當國に留りけると。

廣西(ヒロセ)鄕

和名抄、法美郡廣西鄕、訓比呂世。○今御陵(ミササギ)村これなり、大字廣瀨存す、稻羽鄕の東とす、法美(ホフミ)村も之に屬す。

廣瀨に、延喜式、法美郡多居乃上(タコノウヘ)神社二座あり、今田胡(タコ)明神と云ふ、所祭詳ならず、蓋宇倍神の攝社とす。

石堂(イシダウ)
(岡益)

今御陵村大字岡益(チカマス)に在り、之を石堂と云ふは、石造の寶塔なれば也、俗說之を天子の御陵と爲し、村名にも稱す、世間稀有の古迹なり。

因幡志云、石堂の森の小山の上に、石にて建てたる堂あり、下の臺は三間四方、高若干、削りたる一つ石を以て築立たり、上の臺は方若干、又一枚石にて築立て、其上面小石にて、如何にも平かに造り、中央に長六尺、闊六尺餘の無縫塔を置く、其天蓋石は方四尺餘、破風形に作れり、さて大臺坐の上より、削たる盤石を以て、恰も屏風を立たる如く圍みたり、其石の大さ竪六尺餘、横四尺余、或は五尺六尺、厚扇子の長一尺許りなり、惣じて其製作の細密なる、大臺坐の土臺の形、上框及び四隅の束柱等の形まて、木を刻む如く石面に彫刻みたり、實に石工手を盡したる精密のさま、言語道斷なり、昔は無縫塔に文字もありしとや、今は漫滅して見えず、世を隔るとの久遠なる、古今再三地震の爲に、左右の立石倒れて、今は僅一方の石二枚立てり、是何人の墳墓なるにや、鄕中の人の口碑には、安德天皇の陵と云傳へたり、俗又石堂三方の谷間に、安置する五倫の碑碣、依然として其數をしらず、是皆平家貴族の墓といへり、昔は山下に仁王門もありしとぞ、今も草堂に木像數多御坐せり。

清水(シミヅ)
(梶原)

今御陵村の大字なり、梶原(カヂハラ)山あり。因幡志云、清水の梶原山と小谷を隔て、北に相對する山の半腹、赤砂土の中に一奇物あり、其形大抵四角或は切子の形もあり、大さ黑豆の如く、尤も大小あり、其色鐵の鏽たるに似て、鐵にあらず、石に似て石ならず、刀にて削る事あたはず、鐵槌(カナヅチ)ども碎るなし、これを何たる物といふ事しらず、土俗に梶原鐵砲の玉といへり。

石井(イハヰ)鄕

和名抄、法美郡石井鄕。○今の登儀村なるべし、廣西鄕の東とす、一說石井は石井谷(イシヰダニ)の遺と云ふも、石井谷は大草に屬す、又石井は巨濃郡なるを誤りて本郡に係けたりと云ふも、其當を失し。再考、高山寺本に、石井鄕を以て巨濃郡の下に係く、然らば今の岩井村の中なること明了とす、登儀の地にあらず、又石井谷にもあらず。

宮城郷 和名抄、高山寺本、法美郡富城郷、訓度岐。○富は富の譌なるへし、即今の登儀村とす、刊本巨濃郡に係けたるは採るべからず。

登儀（中河原） 舊郷名なれど、今村名に轉ず、登儀の中河原は、小驛市を成す、鳥取を去る二里半、中河原の南松尾山に延喜式法美郡手見神社在り。

因幡志云、吉野村の土堂藥師は、花慶山光良寺の廢址なり、往時は大伽藍なりしと云ふが、後世頽廢し、寛文年中に至りて、老民の口談などをつゞりて縁起を記せり、新井村の泉塚は、山裾のかたさがりなる所に在り、俗に新井の石舟と云へり、三方石にて築廻し、磐石を以て蓋とす、前方より開闔して入るへし、窟中長一丈横八尺内に、石櫃あり、長六尺横四尺高二尺四五寸、櫃の蓋半はとりはつされ、櫃中に泉井を湛ふ。(今吉野新井ともに登儀村の大字とす)

三角山 登儀の北嶺にして、稲葉山の東に連接す、山容三角なれば、其名あり、當國の歌名所とす。

行先のみすみの山をたのむには是をぞ神に手向つつゆく、〔夫木〕

（神護） 三角山の下に、神護(今登儀村に屬す)と云ふ里あり 菅野神社の神主此に住し、神護兵衛と稱す、中世山名家の神領安堵の證文などを所藏す、(因幡志)神護とは神子の義歟。

大草郷 和名抄、法美郡大草郷、訓於保加也。○今大茅村并に荒付村なるへし、登儀の東にして、袋川の源とす、石井谷とも云ふとぞ。

木原 今大茅村の大字なり、大茅山と云ふ山あり、茅堂地藏と名つくる佛字此に存す、(因幡志)郷名の起因地也、木原より北へ嶺を越ゆれば、蒲生村(舊巨濃郡)に至る。

菅野神社 今大茅村大字菅野の菅山の下に在り、郷中の鎮守とす、三代實錄、貞觀三年、因幡國酒賀神授位と見え、同十六年の條に、須賀神に作るもの是也。

扇山 大茅の東、但馬の州界に聳起する消火山也、獨り群山に超絶して峙立するを以て、海洋の航客常に之を望みて、本州の諸港に入ると云ふ。因幡志云、扇山は麓より其絕頂まで百町餘といへり、されども雪中にあらずしては、登る事あたはずとぞ、挽物匠の口碑に、山巓坦平なる、凡方三里餘、其邊南北へ通りたる大河有て、雨瀧へそゝぎ落る、其川を横川といふ、廣き處あり又狹き所あり、其廣さに至ては大池の如くにて、所々へ分流せり、されども具には見及がたし。(標高千四百米突)

荒船 今上地と合せて、上郷村と云ふ、大茅の南に一山谷を占め、又袋川の一支源とす。

（武王神社） 荒船の崩御宮は武王大明神の崩御したまふ所と稱し、之を安德天皇に假托す、武王とは蓋因幡國造の祖先にして、宇倍神も之に外ならじ、武王武内相混し易し、多加牟久神社を參考すべし。因幡志云、荒船村の崩御平と云ふ山あり、方一町許の林中に、小祠を置き、武王大明神と號す、按ずるに武王大明神の社は、國中に數多ありて、一々舉け難し、此神は上世此國に居ましゝ歟、土人安德帝此に崩御したまふと云ふ、不思議といふべし。

八頭郡

八頭郡 明治二十九年、八上八東智頭の三郡を廢し、其區域を以て八頭郡と爲す、凡三十九村、治所は宮茂村に在り、其地全く千代川の上游の山谷より成り、僻陋にして平夷を見ず、獨り八東川の溪間稍郊野を得べし。

八東郡 明治二十九年廢し、八頭郡へ併入す、八東川及び私部川の山谷にして、近時面積十五方里、人口二万二千、十四村に分ちし地なり。八東とは八上の東郡の謂にして、延喜式和名抄に之を載せず、拾芥抄には之を錄し、八東に誤る、寛文年中官令して八東と爲ししが、幾もなく其誤を覺り、八東に復したることあり。其分割時代詳ならず、郡中の新興寺舊記に、安元三年已に八東川の名目あり、且郡家の里名さへ遣るに因りて之を推考するに、安元以往、王朝政治の末、早く建置ありしを知る。

若櫻郷 和名抄、八上郡若櫻郷。○今若櫻村、赤松村及び菅野村、池田村なるべし、八東川の上游にして、但馬播磨の州界に接し、山中方四五里の廣さあり、地味薄く、田土に乏し。

郡鄉考云、若櫻は和加左とよみ、古姓若櫻部に因む、東大寺正倉文書の中に、因幡國より進上の帳簿斷簡に、若櫻部氏あり。○若狹舊事考云、若櫻は國名若狹と同しくワカサと訓へし、若狹は景行天皇の御世より、膳臣遠祖磐鹿六雁命に此國を賜ひてありしが、履仲天皇の御世、稚櫻の花を獻りしによりて、六雁の裔なる荒礪に稚櫻部臣といふ姓を賜ひ、その荒礪即若狹國造たりし事、國造本紀に荒礪命定賜若狹國造とあるにて、若狹の若櫻なる事しるく、因幡にて今も若櫻をワカサと唱ひ、天武紀の稚櫻部を私記にワカサベと訓るにても知るべし。

若佐 山中の一驛なり、播州宍粟郡、但州養父郡の兩路此に會す、播州は戸倉峠、但州は氷山峠を踰ゆ、其鳥取を去ること凡八里、近世池田家の支封一万五千石の居邸ありき。(光仲君の三男河内守清定を祖とす)

若佐城址 驛の西に在り、俗に鬼が城と云ふ、安西軍策に「天正三年、尼子勝久は鳥取を去り、山中鹿助を率て若佐の鬼が城へ楯籠らる、是に由り草刈加賀守か嫡子三

即ち衛々伯耆へ打出、合戦鵜屋辺」と見ゆ、因幡志には此城矢部播磨守草創にて、山名守護せし人より十六代相續し、天正の大亂に一度遂に斷絶すと記す。(若櫻は羽柴秀吉の後、木下備中守の領(若櫻は木下大夫羽柴の宮之字輩二万石に歸り、六年に二万石の領主たり、慶長五年亀井武蔵守に屬し、其後、山崎左馬允家治播州三田より來り、三万五千石を領せ、元和三年、鳥取に移封され、寺城但中夜羽に帰し、是より此城廢せる。

意井山社(オヒ)　今若櫻の東、赤松村大字舂米に在り、老宮と云ふ、延喜式、八上郡の官社也、又若櫻の南若野村の大字にも大歳の名あり、姓氏錄、神別大歳部造あり、參考すべし。

赤松(アカマツ)　若櫻の北なる山村なり、山中に高尾瀧、廣留野、陣鉢山あり、扇山、氷山の間にして、因但の州界を成す。(陣鉢千二百米突、扇山千六百五十米突)

菅山(スガノセン)　若櫻の東南、但州と界に屹立す、即但州路の氷山峠の南に崛起し、播但の州界をも限る、諸火山也、山中に菅ノ渓と稱する洞を有ふ、近傍山中の諸村大炊、若野、湯原、舂米等を合併して菅野村と云ふ。

岩屋堂(イハヤダウ)　又村名に轉し、今吉川、落折等を合併して、池田村と改む、若櫻の南也、山間の窟戸谷にして、播州境の山間なり。

因幡志云、窟堂は八東川の上、吉川谷の口なる、山下にあり、窟は東向にて、高八間横四間、奥行十間、其中に掛作りの堂を構へ、因て窟堂と號す、堂の作りは方三間半、尤も掛作りにて、床の下梯ありて上り下りす、星霜久しく昔のまゝなりしかば、往來多くは損蝕し、或は朽壞たるをば、年々修補を加ふ、觀光寺の普請、今妙見山と號す、窟堂の本寺なり、昔は七堂伽藍の大寺にて、四方に大門ありしと、平家盛一族の墓は、窟堂の境内、南の山下にあり、其段長さ十三間許、奥へ八九間に石垣を築き、其上に五輪の石塔十一基並に建つ、是れ平家の墓所、平家一族の墓といひ傳へたり、此の窟は右田土の中にありしが、耕殿のさはりなればとて、今教盛の墓と同しく此所を集めて此所に安置せりとぞ、想して當國の中、平氏の古跡、若櫻の邊と云傳る者、處々にあり。

落折(オチヲリ)　窟堂の南一里半、戸倉峠の下に在り、凡戸倉峠より若櫻まで三里、又峠より播州の安積まで六里とす、本州の東南界なり。

丹比郷(タヒ)　和名抄、八上郡丹比郷。(今逢坂村、豊子村の邊なり)、若櫻郷の西北とす、其郷名は丹比神社に因るべし。

因幡志に丹比郷は南村中村なと稱すと曰ふ、南村(徳丸)に今の字新にして、中村は北山は登米なり、又日理村は重枝と稱すと曰へり、重枝は今逢郷の大字なり。○丹比郷日理村に、延喜式、八上郡布留多知神社ありて、多知多知大明神と云ふ、(因幡誌云土民太刀を奉祀せる所ならん、(其日理をヒッチとよむはヒツリか訛にや、一説和名抄日理郷を此に擬するは誤れり)又郷名は此神名に因れるも、タチヒと云ふは訛れりと爲すへし。

(多知神社)(日理)

日理郷(ワタリ)　和名抄、八上郡日理郷。(今詳ならず、延喜式にも八上郡和多理神社を載す、其和多理とよむこと疑を容れず、一書に和多理神は今大御門村大字殿に在りと、然れども彼地は日部郷の境内とす、日理は今の小畑村八東村にあたるに似たり。

小畑(ヲバタ)　若櫻郷名なり、今村と稱す、丹比郷の南、若櫻郷の西北とす、太平記に因幡の士人小幡出羽守と見え、新興寺の古僧に小治田八郎左衛門尉とあり。

清徳寺(セイトク)　小畑村の山中に在り、真言宗、新興寺の末院にして、佛堂は三間四面、觀音工匠の造る所と傳へ、天井は組入れ乾漆格子にして、工匠の手を盡したる樣、今世の作に異なり、本尊は釋迦三尊とす、堂前にヒハタ檜一株あり、又寺の入口、右にふるき石塔三十四五基あり、是は本寺の開基、住職の小板、札々のまゝとつたふ。

才代(サイダイ)　(因幡志)　今東村と合せ八東村と云ふ、昔小畑の領内にして、東村に小幡出羽守の城跡といふもの存す、此邊八東川の邊、平地の勝景なり、中にも武石と云ふは、丸き石の大なるを岩上に直立したり、是は新興寺の古記中の舊記に「武石、八東河之小河奔流一とある岩石也」

(安井)(養崎神社)

日部郷(クサカベ)　和名抄、八上郡日部郷。(今安部村、大御門村是なり、小倉村、丹比の西に連なる、安部と云ふは近時安井と日下部を合せたる名字にして、郷名の起因とす。

日部は日下部の省略なり、古日下部首の後裔、姓氏錄、但馬因幡等に繁衍し、之を日下部首と云ふ、常國々造家も日下部首と同氏の後とす、今安井を安井と云ふも、其氏族ならんか、又文德實錄、仁壽元年、因幡國人某乃作後神埋位、延喜式八上郡伊且和神社二座(見前)因幡志云、日下部村の高平某は、波多野氏の數代なる所と傳ふ、高平と云人の墓と云ふ者、其墓に在り、其人の苗裔なるやにと曰へり、此里日下部と號するを以て考ふるに、中古國守田公氏と稱するあり、其家世々守護代たる名家なり、所々の神社の棟札等に其名を記す、本村日下部氏にて、代々高の字を以て諱に約す、(曰く時高・守高・高清)等を以て想ふに、高平と稱するは田公氏の人なんむ、日下部は上古國司の命令より相て苗字なれば、其子孫當國に留り、世後田公を以て氏とせしと見えたり、(田公新右衛門尉子新右衛高家等、數々國中諸村に在住す、時に天正年中、毛利元春の為に滅亡す)蓋らくは當城は田公氏草創にて、後波多野氏の居城たりしにあらむか、波多野は永祿二年四月、北山の城主丹比孫之丞謀計に因て没落すと云ひ傳へたり。(日下部の一族、中世

(波多野城址)

に當り丹波國多紀郡に移り、波多野又八上と稱す）

新興寺（シンコウ）　今安部村に屬し、大字にも呼べり、當國著名の寶坊なりしが、近時痛く衰弊したり、波羅密山と號し、眞言宗を奉ず。

因幡國新興寺座當榮術師幸實、當國之國往莊起之處、自最前致節候、仍訴訟事、目安狀如此候、可進上之候、若箪忠之段備申候者、可讃糸八幡大菩薩御罰、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

　曆應元年九月廿一日　　前駿河守賴貞

　進上　武藏守殿

因幡志云、新興寺は當國巡禮第九番の札所、往時公家武家崇敬の古刹たること、舊記に分明也、本尊延命觀音あり、尚別に千手觀音ありしを、中世鳥取演所の金剛院へ移す、安元年中の四至牓示の記に、

限東、金峰山金剛寺并光私部堺、限西、大谷山鼻標、道■屋井口上町堺、限南、武石八東河之小洞原堺、限北、石塔穢谷山峰津黒堺

と、毎先は寺の東五十町、■屋は大門村に在り、津黒は私部谷にして、寺を去る十五町とす、東西七十五町、南北四十町と云ふ、往時の盛大想ふべし、堂塔僧房は亂世に廢壞したりと雖、建武二年尊氏卿の教書、曆應二年直義卿の判物、曆應元年今川前駿河守の注進状、貞和二年山名伊豆守の裁許狀、その外院宣の寓寺領の證文數通あり、因州に古寺多しと雖、舊記を傳ふること本寺の如きは未た之を聞かず、赫々たる靈場も、星移り物換れば、衰れなることなり、或云、天正中羽柴秀吉來伐の時、此寺兵火にかゝると。

郡家（コホゲ）　安井、日下部の西にてし、舊八東郡の西端なり、往時八東の郡治は此に在りければ、郡家とは云ふなり、八上郡の郡家の南東にして、相距る十八町。（今郡家、上野、見槻、志子部等を合同して、隼（ハヤフサ）村と改稱す、隼は舊莊號と云ふ）

（隼）

西御門（ニシミカド）　今大門（ダイモン）と合せ、大御門村と云ふ、郡家の北、安井の西なり、因幡志に此地に■山圓入寺といふ古刹の舊址ありと云へば、其寺の門に因りて、西御門の名出てしならん、大門は新興寺の門の在りし所なれば、彼名あり。

八東川（ハットウ）　又若佐川と云ふ、當折戸倉■に發源し、北流若佐に至り、漸く西に折れ、■丸、才代、安井、郡家等を經、古は私部川と共に千代川に入る、長凡十一里、

刑部鄕（オサカベ）　和名抄、八上郡刑部鄕。○今詳ならず、國郡誌に福地■生の邊歟と云ふ、即今の上私都（カミキサイチ）村なり。

私部鄕（キサイベ）　和名抄、八上郡私部鄕。○後世私都谷と云ふ、部を都に誤り、尚キサイチと唱ふ、八東×法美の間なる一山谷にして、私都（キサイチ）川は長六里、西流して八東川に會し、共に千代川に入る。■■■史「承和三年十一月、因幡國八上郡人、私部■是女」と見ゆ、郡木鄕の人とす、太平記、建武元年十二月諸國■■■條に、因幡に矢部小■■あり、矢部は私部の誤ならん、私部は■造國■■後也（近世の俗書、或は私市（キサイチ）に作る）

（私都川）

美嚢（ミナ）部神社は、今中私都村大字常渡に在りて、黒部神と云ふ、美嚢部神の義なり。（因幡志神社考料）

（市象）

市場（イチバ）　今中私都（ナカキサイチ）村と云ふ、私部鄕の首里なり、此地秋葉山を私市の古城址とす。因幡志云、鎌倉右幕下の時、大江廣元に當國守護職を賜り、其子孫は毛利を家號として私部に留住し、累代の領主たり、天正の初め、毛利豐後守豐元、山名家に隨從して藝州毛利く一味す、然るに尼州浪人山中鹿之助に攻め破られ、淨意入道■元鳥取へつぼみける、即當城には尼子浪人入替て之を守る、同三年藝州より吉川元春大軍にて押寄せ、尼子■退散私市も落城し、淨意入道も還住ありしが、同九年羽柴の爲めに再び沒落し、毛利の一跡斷絕せり。（安西軍策云、天正二年正月、尼子勝久山中鹿助立原源太兵衛、因幡へ打越城々陷る事三所なり、爰に全國私部の城に楯籠大坪神兵衛は、無二の毛利方なれば、諸牢人一千餘騎私部城へ押寄、龜井新十郎之が城主となり、毛利方を防き支へたり、天正三年九月、山名豐國二千餘騎にて私部へ出向、即ち谷川に舟橋を懸け、毛利の諸軍勢を渡し、全三日より私部の城を取圍み、仕寄を付けたり、其後當城の大將龜井新十郎一命を助られば、城を明渡可申と頻に嘆申に依て、即城を請取。）

（私都）（私市城址）

大坪（オホツボ）　今下私都村と改む、陰德太平記に山名家の被官、私部の大坪甚兵衛一之といふもの見ゆ、此地の人なるべし、又■■藥師と稱する靈場あり、蓬萊山自性院と稱す。

去十月廿八日、私部表相動、山下館悉焼崩、則及合戰、心地能■、無比類候、（中略）

　十一月十日　　元春

　　牛尾大藏左衛門殿

去廿八日、至私部館、取詰候刻、諸卒及敗北之處、以一分被仕返、（中略）

　天正八年十月晦　　豐國

　　牛尾大藏左衛門殿（集古文書）

八上郡（ヤカミ）

明治二十九年、廢して八頭郡へ入る、八東の西、千代川の左右に渉ると雖、地域凡六方里人口一万六千、十二村に分てり。

八上は延喜式に載せ、和名抄夜加美と注す、延長以後安元以前に、其東部を分ち、八東郡を建つ。○稻羽の八上媛の事、古事記に見ゆ、太古に屬すと雖、以て有鄕の豪家の此に據れるを想ふべし、（八上賣神社并に宮原の條參考）万葉集に「安貴王、娶因幡八上采女、係念極甚」と見ゆ、續紀「寶龜五年、因幡國八上郡員外少領、國造

賀頭、鴨門幡國造」とあるは、産坐王の裔なる、稻葉國造と同異を詳にせず、若し異系ならば八上媛などの後裔にやあらん、但し産坐王の裔なる日下部氏、私部氏の本郡に居住したる事は、郷名の存在を以て之を知るべし。八上郡莫男驛今詳ならず、其闕亦知れず、按するに續紀「養老七年、加當円幡國郡四處」とあれど、其名を缺けば、之を論せず、後紀に至り「大同三年、省因幡國八上郡莫男驛、智頭郡道俣驛、馬各二匹、以不在大路、乘用希也」と云ふ、因幡府より美作に通へる別路の驛馬を減省せしを見る、然るに延喜兵部式に、因幡國驛馬

山崎　佐尉　敷見　柏尾　各八疋

と載せ、また「傳馬、巨濃高草氣多郡各五疋」と曰へり、八上智頭の諸驛の全く廢絶したるを知るへし、而て其山崎等の四驛は、山陰の大路にして、但馬より伯耆へ連絡する一線たりしをも想ふべし、因幡志は說を爲して、山崎等の四驛皆八上智頭に在りと曰ふ、疑ふべし。八上の名義は此國にして、河上の地方なれば、彌上(イヤガウヘ)の義とす。○八上祭、因幡國八上神戸等之家傳、元者出雲產須算之神方、湯火妙方と、大同方に載す。

土師(ハニシ)郷

和名抄、八上郡土師郷。○今賀茂村、國中(クニナカ)村是なり、舊八東郡日部私部二郷の西に接し、私部川の兩岸に渉る、康正二年造內引付に、因幡國土師庄とあるも此なり。

土師大臣の二郷は、古の因幡の費の私民部の住所ならん、雄略紀云「贊土師連等、使進應朝夕御膳清器者、於是土師連祖吾笥、仍進攝津山背伊勢丹波但馬因幡私民部、名曰贄土師部」と、なは大江郷參考すへし、因幡志に久能寺村に埴土を出すと曰ふ、久能寺は今國中村の大字なり。

賀茂(カモ)

舊庄名なり、今村名に歸す、康正二年造內附付に「四貫文、鴨因幡國宜、因幡國土師庄段錢」と錄し、宮谷に加茂明神鎭坐す、中世鴨社領なりしを知る、又此地は往時土師郷と云ひ、八上郡の治所ありしを以て、郡(コホ)家の大字遺り、之を八東の串郡家に別たんが爲めに、莊郡家と唱ふ。

今八頭郡役所、亦加茂村に置かる、鳥取市へ二里半、若佐驛へ五里半、智頭驛へ五里。

(家郡)

產業事蹟云、八上郡郡家(コホケ)村に安藤伊右衛門正知と云人あり、家富みて才幹あり、深く心を地利に注ぎ、常に富源を開き、以て公益を興さんと欲す、其居る所の土師郷、十四村耕地二百七十五町、皆私部川の流に資る、地廣く水少し、且つ土師郷は其末流に在るを以て、最水に乏し、文政三年、土功を起し水を引く、水道凡二里廿八町、其功を成す凡四週歲なり、溝長さ六千餘間、廣さ三尺より八尺に至り、深さ四尺より十一丈に至る、其岩石を開鑿し隧洞を爲すと百廿間、廣さ四尺高さ六尺、工夫廿五万七千四百人、費金七万二千二百二十兩餘、而して新に水田を開くと拾貳町四段、陸田を變して水田と爲すと拾五町貳段、舊田の新渠に賴りて水利を得ると貳百七十五町なり、時に正知年七十五、家財を盡して尙足らず、私地を典して三万七百兩を借り、以て其資に充てしとぞ。

(井百)

久能寺、万代寺(マンダイ)、百井(モヽヰ)等今合併して國中(クニナカ)村と云ふ、因幡志云、土師郷百井村、いぬる年土中より藥師像長六尺、脇士若干を堀出し、今草庵に安置す、又大塔殿閣の礎なともまた依然として存在す、天正中頽倒すとも云ふ、寺名は慈住寺と曰ひ密宗なりとぞ、又万代寺と號するも舊寺迹なり、何の世頹顚しけるにや、土人の口碑も殘らず、只村の敷地の中に、昔の構の跡ありて、五輪の碑碣磊々として苔むしたり。

船岡(フナヲカ)

今船岡村と云ふ賀茂の南八東川の邊に在り、山間の小驛市なり。嚴島調會に、正應六年、鎌倉殿より因幡國船岡郷半分を嚴島明神へ寄進せしめらると曰ふ、此なるべし。

因幡志、船岡郷は上は大江郷につゞきて、下は石田庄に隣りて大江川を隔て、町並をなす、其土地大江谷の口にて、彼谷奥より出つる所の竹木等、此村にて杖となし、或は炭薪挽板の類は船に積て、鳥取へ廻して交易をなす、故に農商相半する近郷の大所なり、昔光政君御在國のときは、御家頼丹羽兵部といへるが、此地を領知しけりと、御國換の後は、御家老乾氏の知行所として、龍操寺もあり、近年自分屋舗も有て、古の別館の如し、當郷昔より一年兩度の市を立る、(七月五日十二月廿四日也)船岡市とて、遠里近郷の人來り集て、諸色を賣買す、何の世始りけるにや、當國にて市の始と云傳へたり、船岡の祓の山中より、先年銅器を堀出す、卽鐸なり、口徑一尺二寸、身長二尺三寸、頭徑一尺許、紐高六寸、其文様は六條に區畫し、各條に孔あり、又條中に草葉の紋樣を鑄出せり、之を船岡光賢寺に納めしに、後つぶして鐘に鑄替たり。

大江(オホエ)郷

和名抄、八上郡大江郷。○今船岡村、伊井田村、大江村是なり、八東川の一支溪にして、山谷おのつから一區を成す。姓氏錄及び續紀三代實錄等に據るに、土師氏後改めて大枝朝臣と云ひ、又大江に改められる、本郷は蓋土師郷の分地にして、大江神社の在るは、卽土師氏の祖を祭るを知る、此神、文德實錄、仁壽元年に授位、延喜式に三座と爲す。

盬野上(シホノウヘ)

今伊井田(イキタ)村と云ふ。延喜式、八上郡盬野上神社二座とあり、文德實錄には、仁壽元年、志保乃神とあるは、上字を脫せる者歟。

(本橋)

橋本(ハシモト)、下野、杼谷(トチダニ)を今大江村と爲す、盬野上の東南なる山奥とす、橋本とは土師本の義なり、下野に虎石山能引寺と云ふ古刹あり、本朝類史に、應仁の比天隱和尙此に住し、作州に寓せる福可老人の畫軸に、詩序を加へた逸事を載す。

石田郷

和名抄、八上郡石田郷。（今國英村是なり、土師大江二郷の西にして、千代川に添ふ、八東川私都川此に至り、千代に入る、近世は石田庄とも云へり、國英と改めしこと其故を知らず。

(福高)

多加牟久神社

今國英村大字高福に、式内多加牟久神社二座、此に在り此神は各處に武王明神と云ふに同しかるへし。神祇志料云、因幡一宮社司系圖に、大己貴命十四世孫、武牟口命は日本武尊に從て、當國の賊荒海を討平けたりと見ゆ、之に據らば多加牟久神は、即武牟口命を祭る。

片山

今國英村の大字なり、千代、私都、若佐の三水此に於て相會す。因幡志云、片山に靈石山最勝寺と號する眞言精舍あり、其靈石は俗に神御子石と呼ひ、方一丈六尺許の巨岩也、霧神なりとて之をあがめたり、口碑に傳ふる歌、

因幡なる神のみこ石しるしあらは過行く秋の道しるへせよ。

佐井郷

和名抄、八上郡佐井郷。○今河原(舊名袋)村などならん、石田郷の西にして、千代川を隔つ。因幡志云、民談記に或老人の曰、石田の川の邊に、近き比迄河の中に小島あり、是をさいと名く、此邊昔の村跡なるにや、如何なる水にも絕にずして、久しくありしかば、岸は水中に經て水を得たるものなり、此邊さいのすみなる故、如是さ土人云傳へしが、いつの比の洪水にや、此邊も今は失せて、其跡も傳はらずといふ、或は又一木の渡の邊に、さいの森と云處あり、農屋少々あり、是其跡かと記せり。(一木は今久長村の大字と爲る、延喜式八上郡久多美神社、今この一木に存す)

(木一)

袋

今三大字に分れ、袋河原、野之袋河原と云ふ、河原は千代川の渡口にして、驛舍の地なれば、稍にぎはへり、鳥取を去る三里。

(原河)

因幡志云、袋は、太古大國主神八上媛を娶らんとて、此地に來りたまふ時、負へる袋を捨てましゝ所さぞ、一奇談と謂ふへし。(大穴牟遲神の負帒の事は、氣多之前を參考すべし)

曳田郷

和名抄、八上郡曳田郷。○今曳田村及び五總、明治の三村是なり、袋の南に接し、山谷遠く、西方三里に及ふ、其溪流を曳田川と云ふ。

八上賣神社

曳田村に在りて、西日天王と呼ふ、八上媛の垂迹したまへる地とぞ、延喜式に八上郡賣沼神社といふもの是也、(因幡志神祇志料)古事記云、此大國主神之兄弟、八十神坐、其八十神、各有欲婚稻羽之八上比賣之心、共行稻羽時、於大穴牟遲神負帒、爲從者率往、(中略)故其兎白大穴牟遲神曰、此八十神者、必不得八上比賣、雖負帒、汝命獲之、於是八上比賣答八十神言、吾者將嫁大穴牟遲神、故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、(中略)故其八上比賣者、如先期美刀阿多波志都、故其八上比賣者、雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣、而其所生子者、刺挾木俣、而返、故名其子、云木俣神、亦名謂御井神也。

湯谷

今北村と合せ、明治村と改む、鑛泉あり、曳田湯と云ふ、鹽類性、溫九十三度、元文年中より浴場を開き客に供す、鳥取を去る四里。

高野山

曳田川の源にして、因伯作三州の交界にある、其南に三國山あり、其交界（因の智頭伯の河村作の西西條）に正中す、北には河内山鷲峰山あり、峯巒環峙、山勢頗大なり。

因幡志云、高の仙は三國が仙の北に峙ち、その嶺は三角に峙ちて、北は高草、南は智頭の境にて、高山權現堂は北村の奥十五町許りにあり、勸請の時代不明、昔は杣小屋の奥百二十町許りに鎭坐ありて、北村より登山す、是を禪定道と云ふ、絕峯高く聳え、溪水爾に遶れり、蛇淵の左にそひて攀登り、横瀧の下流をわたりて、又不動の瀧の源を渉る、而して潤瀧の後をめぐりて、社前に至れり、其嶮岨崚嶮なる云ふはかりなし、依之諸人行拜するに便なく、中比社地を轉して、今の處に遷すと云へり。

散岐郷

和名抄、八上郡散岐郷。○今佐貫村及び宇戸村是なり、曳田の南に接し、千代川西岸の村落なり、土俗宇戸谷とも稱す。(宇戸一に獨活に作る)

(貫佐)

都波只知神社

今佐貫村、大字八日市に在りて、市大明神と云ふ。文德實錄、仁壽元年の條に都波只神と錄し、知字なし、延喜式には、八上郡都波只知上神社二座と云ふ、蓋都波只知は市の名にして、上神は宇倍神に同し。

因幡志に、景行紀の天皇豐後に於て賊を討伐したまへる故蹟、海石榴市、城原、柏峽（今國英村釜口の邊にて柏尾と云ふ）來田見、禰宜山(今津之井村大字禰宜谷)稻葉川、血田等は歷々として本州に存すと論證せり、是れ偶中暗合の奇にして、固より採るに足らざるも、地名の斯くも多數に相同しきは、眞に奇中の奇と謂ふへし。

因幡志云、都波只上神社は、八日市の西八町、獨活谷の口に在り、此地は城原と稱し、又海柘榴市と云ふ、景行天皇紀に曰く「天皇留來田見邑、(今謂一木村)權與宮室居之、仍與群臣議之曰、今多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、故時人其作海石榴椎之處、曰海石榴市、亦血流之處、曰血田也、(血田、在法美郡因幡川上、俗所謂計天牟河原也) 復將討打猨、徑度禰疑山(在法美郡、今俗作禰宜谷)時、賊虜之矢、橫自山射之、流於官軍前、如雨、天皇更返城原、而卜於水上」即此地、海石榴市の神の鎭坐にて、其所祭景行天皇日本武尊に坐せり、是其功を崇祭すと、土人今市大明神と稱するも、故其の傳ふる所、殊勝と謂つへし。

和奈見

今佐貫村の大字なり、千代川の岸に在り、名義は

和奈閇郷(猬綱)にして、古の鳥取部の民など、其業を爲しし地歟、地形分合ふ、但馬に和那美神社あり、參考すへし。
都波奈彌神社、今和奈見の牛頭天王社是なりと云ふ、文德實錄延喜式に見ゆる、八上郡の官社也、津ナアミの訛にあらずや。

智頭郷(チヅ)

明治二十九年廢して八頭郡へ入る、八代川の上游にして、八上郡の南なる山谷なり、面積凡十方里、人口一万八千、十三村に分てり。

智頭は因幡の奧山、其三面は美作と相接し、最も僻遠の地とす、用瀬智頭の二驛あり、作州より本州に往來する山道にあたる。日本後紀、大同三年、智頭郡道俣驛を廢止せらるゝ由見ゆ、道俣は後の智頭驛とす、又土俗千代川を專ら智頭川と呼ぶ。(智頭は、和名抄知豆(チ)と注したり、蓋其名義詳ならず、一書に因州關知郡と記すものあり、蓋智頭をさきひかめて書きあやまれるならん。(智頭年魚は因州の名產にて、池田家献上の一品なりき、延喜式に火乾年魚を當國の中男作物とす、由來久し。

美成郷(ミナリ)

和名抄、智頭郡美成郷。(今大村、用瀬村、社村是なり、智頭郡の入江にあたり、千代川の東岸に渉る、美成てふ大字は大村に屬れり。

因幡志云、頭巾(トキン)山は用瀨驛の東に聳ゆ、山勢三角にして、頭巾の形狀あるを以て其名あり、其神を今因防權現と號す、麓より本社に至て十八町、山路尤も嶮し、嶺平、周圍四十間許、怪石巨岩相積み、崩るゝか如し、其中に神祠を安す、是れ何の世に開起せるを云ふ事を不知、願望成就の人は、色々の小石を手向て、報賽とする事、此里のならはしなり。

用瀬(モチガセ)

今用瀬村と云ふ、山驛なり、鳥取を去る五里半、千代川の東岸に在り。

(石景)

因幡志云、用瀬頭巾山の北に、景石(カゲイシ)の城址あり、太平記を按するに、南北朝の亂、延文の比、播州の赤松氏より、因幡美作所々の城を攻ける時、草木、塚尾、景石等こらへもせず落城とあるは此地なり、去れは當時赤松氏の所領となりたるともありけん、天正中に太閤より磯部某を此に置れ、若櫻と鹿奴の絆とせられたり。

宮原(ミヤハラ)

今金屋、宮原、安藏等を合同し、社(ヤシロ)村と改む、用瀬驛の南に接す、大山神社在り、之を葦(アシ)男大明神と號し、三代實錄、元慶二年授位の神とす。宇倍神社の舊記に、八上姬は宮原に住みたまひ、其地の名を安藏(アザウ)の長者と云へりと、安藏葦男亦相近きを證とす。(因幡志神社考料)

(藏安)

家奧(イヘノオク)

今社村の大字なり、元祿年中家奧の里氏、初めて製紙の業を傳へ來り、楮を栽ゑたり、寬政年中、高草郡岩坪の村民、又之を習ひて、其益漸く州内に普きを以て、藩廳米百二十石を下賜し、貨殖を勵し、後年々例となる、寬永の比より三椏を植ゑ、近年に及び因伯二州の紙戸、千戸に上り、產額八萬圓と稱す。(產業事蹟)

佐治郷(サヂ)

和名抄、知頭郡佐治郷。(原書治を沼に誤る、今口佐治、中佐治、上佐治の三村に分れ、美成郷の西なる山谷なり、東西三里南北一里半、此里の餘業に紙を造る者多し。(佐治の名義詳ならず、丹波國にも同名あり)

三田郷(ミタ)

和名抄、知頭郡三田郷。(今智頭村、中田村宮澤村なるへし、美成郷の南とす、中田に三田の大字殘る。

智頭(チヅ)

今智頭村と云ふ、山驛なり、用瀬の南二里半、是より作州に赴く三路あり、一は日部郷より志戸坂を踰えて、吉野郡へ出て、一は土師郷より那岐山を過ぎて、勝田郡に出つへし。

(保道)

日本後紀に「大同三年、省因幡國八上郡莫男驛、智頭郡道俣驛」と載す、道俣は蓋チマタとよみ、智頭の今驛即是のみ。因幡志云、智頭は古名を市場と云ふ、現上古市場あり其上に在り、河原町を山崎ともいへり、今はみな智頭驛に屬して、近代下市場の名を失するも、僅に舊昌の至りと謂ふへし、產物第一煎茶を製し、國中に賞せられりとす、智頭驛の上十二町、瀧あり高二七尺、二間、に下て其下に磐石有り、形狀甲の如し、水流岩頭にあたりて、左右に別る、風景奇勝なり。

土師郷(ハニシ)

和名抄、知頭郡土師郷。〇今中田(ナカタ)村に土師(ハニシ)の大字のこる、中田の南部、及び那岐(ナギ)村にまたる、智頭驛の南にして、州界那岐山の下なる山谷なり。

日部郷(クサカベ)

和名抄、知頭郡日部郷。(今大内(オホウチ)村、山形(ヤマガタ)村、東井村是なり、知頭郷の東なる山谷にして、千代川の源此に出づ、近代は專ら山形郷と曰へり。

因幡志云、凡當坂より東南に續きて、北は北俣谷に到る村々、是れ皆日部郷ならむ、今之を山形(ヤマガタ)の郷といふ、毛谷村の村長所藏文安年中の文書に「因幡國智頭郡日部郷内、源清末名田之事」と見ゆ、源清末は毛谷の近邊とす。

(形山)

(今當坂、毛谷を大内村に併せ、駒歸、中原、尾見等を山形村と改め、北俣谷を東井村と稱す)

東井(トウイ)

今東井村と云ふ、大字大呂に東井神社あり、三代實錄、元慶七年授位の神也、今に山形郷の氏神とす、大呂は又北俣谷と云ひ、沖山(オキノセン)其東方に峙ち、作州及び播州に跨る。

駒歸(コマガヘリ)

今山形村と云ふ、作州界志戸坂(シトサカ)の下に在り、山路の傍に副(ソヘ)の瀧あり、此道路は作州吉野郡に出て、播州佐用郡を越えて、姬路に赴くものとす。(志戸坂は人坂(ヒトサカ)と呼ぶ)

氣高郡

氣高郡（ケタカ）　明治二十九年、氣多郡高草郡を合併して、氣高の號を立つ、千代川の西、伯耆國堺に至る、凡三十三村、吉岡に之を治す。

高草郡（タカクサ）　明治二十九年之を廢し、氣高郡へ入る、千代川の西、湖山池を圍める山野なり、面積七方里、人口二万七千、十八村に分つ。○高草は和名抄多加久佐と注し、其郡名は蜻蛉抄に見ゆ、（氣多前を參考すへし）續紀に「寶龜二年、因幡國高草郡采女、從五位下國造淨成女等、賜姓因幡造」と載す、後紀に「延曆十五年、正四位上因幡國造淨成女卒、元因幡國高草郡采女也、天皇特加寵愛、終至顯位」ともあり。

神戸郷（カムベ）　和名抄、高草郡神戸郷。○今砂見（スナミ）村及び岩坪（イハツボ）村なり、高草郡の南偏にして、八上郡界に接す、近世には砂見莊と稱したり、（因幡志）岩坪は砂見の西なる谷奥に在り。

大和神社（ヤマト）　延喜式、高草郡大和佐美命神社は、今砂見（スナミ）村に在りて、大和明差明神と云ふ、三代實錄、貞觀七年、天穗日命祠等と共に官社に列し授位せらる、蓋土師氏の氏神とす、村名砂見も佐美より起り、スナミに轉したるならん。（神祇志料）

（砂見）

委文郷（シトリ）　和名抄、高草郡委文郷、訓之土利。○今大和（ヤマト）村なるへし、砂見の東北に接し、倭文の大字のこる、延喜式倭文神社此に在り、又大和觀音あり、大和は蓋砂見の大和佐美命に相因める者ならん。

因幡志云、倭文觀音は村より八町西の谷奥にあり、本尊觀音也、州民長谷の觀音と稱す、名高き靈佛なり、此里を長谷といふは、天平中吉備公大唐より歸朝の時、颶風に遭て當郡加露の津に着玉へり、其時の志願に因て、此地に大和の國の長谷寺を移して、觀音を安置せらる、爾降其里の名となる由、加露の神社記に見ゆ、されば當郡の習に、加露の神社に詣ん者は、先此觀音を拜して後、加露の神を崇拜す。

（玉津）

又云、玉津（タマツ）の鴨尾の城址、（今大和村大字玉津）竹生より十五町許南の支谷にあり、但し其間に委文村あり、委文より二町許り西なり、村の後の高山を鴨尾（カモノ）と號す、天文年中、武田豐前守高信城址也、永祿年中、高信謀叛發覺の時、當城は舍弟又三郎に讓り、其身は鳥取に在城して、武威を震ひける、時に天正元年、山中鹿之助に攻伐られ、布勢へ降參し、鳥取を開て又當城に合ける、仝四年布勢の屋形豐國の爲に、散岐村大義寺に於て誅せらる、其後無主の廢墟となる。

味野郷（アチノ）　和名抄、高草郡味野郷、訓安知乃。○今美穗（ミホ）村及び有富（アリトミ）村、有富東村なるべし。

味野願行寺の僧、元和年中、當國三十三番札所を定め、五十里の巡禮を創め、倭文を一番とし、願行寺に終る、（因幡志）有富は味野の西にして、野坂郷に隣る。

（有富）

古海郷（フルミ）　和名抄、高草郡古海郷、訓布留美。○今古海菖蒲（シャウブ）に通なるべし、味野の北にして、千代川の西岸也、一說に延喜式に見ゆる、敷見驛はフミとよみて、古海かとも云へり。（古海は今徳尾村と合せ海徳（ミトク）と改め、菖蒲は野寺服部（ハトリ）と合せ蒲生部（カバノベ）と改む）

菖蒲（シャウブ）　因幡志云、菖蒲村の田中に寺址あり、古藥師寺と云ふ、寺塔の礎なりとて、磐石も殘れり、是今の座光寺の本地なり、當寺の縁起を考ふるに、一條院天皇長德三年、當州加留津の海底より、安太夫といふ網人、藥師如來の像を引上ける、其の時の國守橘行平卿、此堂に藥師寺を建て、彼本尊を安置し玉ひける、其後七年を經て、長保五年本尊を行平卿京都の宿所へ迎へ入れ奉り、其後佛殿へ移し玉ひける、後に其處を佛閣となす、今京都の因幡堂是なり。

野坂郷（ノサカ）　和名抄、高草郡野坂郷、訓乃佐加。○今豐實（トヨミ）村及び穩治（チンヂ）村、明治村なるべし、古海味野の西にして、一長溪に沿ふ、野坂川と云ふ、其源は松上（マツカミ）莊河内山に出つ、長四里、古海に至り千代川に歸す、松上は今の明治村是なり。

（松上）

因幡志に野坂郷小原（チハラ）村と云ふは、今大字に遺らず、豐實（タカ）村中なるべし、國隆寺大圓寺の舊址此に在り、古の高庭（ニハ）庄歟。○東大寺古簡、延曆十三年、因幡國高草郡高庭庄、田地柒拾參町捌段拾五歩の解狀あり、天平年中天皇所施の庄田と曰へり。（集古文書）

（小原）（高庭）

因幡志云、國隆寺の遺蹟は、小原村の辻堂に安置する是なり（立像長二尺五寸餘　宇治拾遺物語に曰「今は昔因幡の國、さかの里に、伽藍あり國隆（コクリウ）寺と名く、此國の前國司ちかなり造れる也、そこの年よりたる者傳て云、此寺に別當ありき」云々と、按ずるに地藏利生記さかの里を野坂の里に作り、里は郷也、上は河内下は野坂村にて、古へ皆野坂郷内なる事、建武中松上社鐘の銘を以て證とすへし、稻葉民談記に國隆寺今は跡形なし、其地と云ひ傳ふる所も無く、名を聞傳へたる者もなしと書しは、纔に今の野坂村をさす故なるへし、其寺跡小原村の山上にあり、地藏も辻堂に御坐す、此古作殊勝なる事、言語を斷なり、其時代考へかたし、因幡の前國司ちかなりと有て、其姓氏不知、文字も亦不詳、地藏利生記に介親に作れり、是も國史に見えず、又云、小原山大圓（ダイエン）寺は今寶石堂に存す、古昔は大伽藍にて、子院十二坊と云傳へたり、因幡民談記にも此寺の事を載せたり、（但作大永寺誤歟）其境內今に殘て大寺也、何の世斷しけるにや、

（國隆寺址）

（大圓寺址）

佛閣僧房迹形なくなりしに、本尊藥師のみ殘り玉ひて小堂に安置せり、慶長元和の比とかや、後方の山崩掛、彼の堂も佛も共に土中に埋りける、其後里民此邊を掘すとて、彼の本尊并に鰐口等を掘出せり、鰐口の銘に曰「應永二十九年壬寅十六日三宅實繼捨之」其比寺の僧有て、是に草庵を加へ草堂に安んず、今の藥師堂是なり、近頃寛和年中、又鰐口一個を掘出す、大徑一尺二寸六分、周圍四尺、銘に曰「因州對坂郷大興寺根本堂鐘永正二乙丑天八月十八日」此鰐口二つの銘を考ふるに、土人口碑の如く、昔は大寺なりしならむ。

能美郷（ノミ）

和名抄、高草郡能美郷。（今高草郡に併せられ海徳と改む）も之に屬す、吉岡村の北にして、千代川の西岸とす。

（德尾）德尾（トクノヲ）に延喜式大野見（オホノミ）宿禰神社あり、是れ三代實錄、貞觀六年授位の神にして、本郷も亦土師氏の族黨の住止したる事を證せしむ、野見宿禰は土師の宗祖とす。

安長（ヤスナガ）

亦保號にも呼びたり、今千代水（チヨミ）村の大字とす、延喜式高草郡伊和神社は、安長往古山に鎭り、石窟に鎭坐すと、（神祇志料）伊和神は播州に多く之を祭る、此なるは其神なりや否やを知らず

（德吉）因幡志云、德吉（トクヨシ）の城跡は村の東、千代川の邊にあり、平城なり、城主は德吉將監なり、其比野坂川今のやうには流れず、德尾の下より安長の村の後を過て、千代川へ落ける、是を西北の要害とし、東は千代川、南は德尾より野坂川を吉海村の方へ切流し、其新川に橋を掛て大手口とし、（今則德尾川）四方に大土手を築廻したれば、今の吉海の櫻谷村及び古海津村、德尾の森までも皆此構の内なり、安長の土手の折曲を鼻の鼻といふも、其比よりの名稱なり、寛永年中、龜井武藏守殿、當郡主の時、新田開作の目論見に因て、德尾より北へ流れし古川を潰し、吉海の方へ新川を殘されける、今の德尾川是なり、將監はも同村にて、代々山名家の幕下に屬せり、然るに永祿の比、武田高信に附りて山名を叛き、信高滅亡の後、湖山の毛利に屬しけるが、天正中本城を捨て鳥取へこもり、戰亡す。

（秋里）又云、秋里（アキサト）の古城址、これまた平城なり、中古秋里玄蕃頭師家といふ武士の草創とぞ、師家は吉川駿河守師直の次男にて、元弘年（後醍醐帝の御宇）以前より、當所を領地し居城の地名を以て苗字とせり、其後山名氏當國守護の時、幕下に屬して當城に在る事二百五六十年なり、數代の名家なりしが、天正の初め山名家の武威衰へ、一國過半毛利家の指揮に從ひける、其比玄蕃允といへるが、城を法美郡杉崎村の妙見山にうつし、當邑には水際村、在江津邊田島村之間、今無民家）の百姓を呼寄住居なさしめたり、然るに天正九年妙見山をすてゝ鳥取の城へ籠りける時に、當城には秀吉公の麾下杉原七郎左衞門陣を張て、伯耆街道を押へたり。

千代川（センダイ）

上流を智頭（チヅ）川と云ひ、下流を賀露（カロ）川と云ふ、其源は八頭郡智頭、沖ノ山（オキノセン）井に那岐山（ナギノセン）に發し、北流用瀬驛を過ぎ、河原驛に至り八東川と相會し初て大なり、鳥取西北に於て袋川を容れ、稍西に折れ湖山池の水を併せ、賀露港に於て海洲に注す、長凡十三里。延喜式、因幡國「年料別貢、生鮭三捧十三隻」と錄す、此河流に於て漁せるもの歟。

賀露（カロ）

（賀露港）今賀露村と云ふ、千代川の河口なる小港市にして、鳥取を去る一里半、本州の名港也、丘上に賀露明神社あり、社畔より北に海中防波堤を築き、鳥島（トリガシマ）に至る。○水路志云、賀露港は、千尾鼻の東方九海里、千代川海に入る、川口は約半鏈なるも、夫より上流二三海里間は二鏈乃至一鏈にして、川口より鳥取迄約三海里の間舟揖を通す、然れども川口の內部は中央附近に淺洲あり、淵の兩側は洞路あるも、偏北風には波浪涌起し、就中北東風に行大浪流入し甚危險なり、且時々淺洲は時々變遷す、此川口は其附近に鳥が島（九十呎）あるを以て識別し易し　此島は防波堤に由て川口左側に連結す、川口左岸には賀露村あり、人口二千九百餘、和船の泊地とす、飲料水は賀露神社内に清洌の井水あり。

（輕）安西軍僕云、輕（カル）の陣に、吉川勢大船をかけ並たりき雖、鳥執の城へ入て見れば、兵粮曾て無し、因茲當城に籠れる軍兵、ひた甲二千餘、其外雜人とも男女四千に餘る、二三ヶ月の養さへあるへからずとて、遂に大船四艘乘廻ける處に、丹後の警固舟百艘計夜半に乘かけ攻戰、藝州の警固は小勢にて思も寄されは、遂に敗北となる、（是は天正十年鳥取攻の事なり）今度此軍は兵鼓のもの、海賊の張本にて、往來の舟を切取諸人を惱す大惡人なれは、是等を首領を制諸人の見懲にせんと、羽柴方より申募る。（因幡志云、昔德大臣と云ふ遣唐使が、遊歷鬼となりたる故事は、下學集に出て、和漢三才圖會にも見ゆ、德真記には後高倉院部の鳥物語の條に載せ、當を缺なり、當州民間には吉備大臣を輕大臣と稱し、高草郡加留（カル）に謫著せられ、遂此に住止ありしと云ふ。○按に輕氏鎌倉幕王の頃に輕の細與氏あり、泉州に居る、此地の輕と云ふも、細與氏と相關與するにあらずや。

湖山池（コヤマ）

淡水湖なり、周圍三里十六町、東西一里南北二十四町、深一尋乃至三尋、中に青島（二百呎）及び枕島、團子島の三嶼あり、湖の東側布勢と湖山村の間より、千代川の河口に通ずる狭水道あり、其深三呎乃至六呎にして、小舟を通す。（湖山村は池の東北岸にして、賀露村の西南に接す、又此池の北は一帶の沙堆、丘陵を成して海と相限れり。湖山もと小山に作る。

布勢郷（フセ）

和名抄、高草郡布勢郷。（今松保（マツホ）村と改むる地是なり）能美郷の西、野坂郷の北、湖山池の畔とす、大字布勢には山名居形の城址あり、円山（ウノヤマ）とも

呼ぶ。

布勢城址(フセ)　城山の後は漫々たる湖水にて、風景可賞の地なり、此地は中昔當國の守護職、山名伊豆守時氏五世の後・左衛門佐豐[illegible]、文正元年、巨濃郡を領し、當所天神山に城を築て移住せらる。其より中務大輔豐國まで、八代の間連綿と相續ありし、一國の都府なりけり、其比國中武士參勤交替して繁昌せし所なり、然るに天正九年、國主山名豐國入道禪高、府を鳥取にうつし、久松城に轉住ありし以來、桑田滄海須臾に改て、當城は舊主の陵丘となりぬ。(因幡志)

刑部鄕(オムサカベ)　和名抄、高草郡刑部鄕、訓於佐加倍　○今吉岡村・大海(オホミ)村及び末恒村なるべし、因幡志に本鄕は卽大谷保、湯之鄕、[illegible]高莊の三つに分るを曰へり、布勢鄕の西、氣多郡界とす。

吉岡(ヨシオカ)　今吉岡村と云ふ、鳥取の西二里半、[illegible]の東北一里半、氣高郡役所此に置かる、溫泉あるを以て俗に湯村(ユムラ)と呼ぶ。

因幡志云、湯村は溫泉有て因時に[illegible]なり、村の中に小川通りてあり、民家其[illegible]に[illegible]ならぶ、[illegible]人來りてこゝに舍り、[illegible]して[illegible]、湯味不冷不熱、[illegible]にして香少く、諸病に[illegible]ある[illegible]計すべからず、就中瘡毒を治る靈効、尤もすみやかなり。○[illegible]志云、吉岡溫泉は、上湯、[illegible]三十[illegible]度、下湯は硫黃性九十二度の湯を有ち、其二源相距る六十間許、土俗相傳へて長和元年[illegible]師の夢告により、[illegible]の女之を發見すと爲す。([illegible]志)此地は山陰道の一驛市にして、溫湖の天惠あるを以て、來往の人多く浴を取り留止す、湖山池の西南數町とす。

陰德太平記に、吉岡[illegible]役[illegible]して羽柴の馬[illegible]を[illegible]へること[illegible]、[illegible]體は此[illegible]、因[illegible]村[illegible]尾(バウチ)、吉岡は湖に臨み天[illegible]の[illegible]地なり、天正の頃[illegible]吉岡[illegible]定隆防禦すと云ひ、羽柴秀吉は鹿野を先鋒とし之を攻めら[illegible]れける時、吉岡武力の働きをあらはし、寄手も攻め能くみ、遠巻して糧道を絶ちければ、吉岡遁走して當城に及へりとぞ。

(福井)
天穗日命神社(アメノホヒノミコト)　今大鄕村大字福井(フクヰ)に在り、六王[illegible]と云ふ(吉岡の北にして、[illegible]大谷保に屬せり)三代實錄、貞觀九年[illegible]に預り、延喜式に列す、大字大[illegible]の天日名鳥命神社も延喜式に列せり、古事記に天[illegible]比命の子建比良鳥命と見え、[illegible]神紀に武夷鳥に作る、卽土師氏出雲國造等の祖神也。

(御[illegible])
末恒(スエツネ)　今末恒村と云ふ、大海(オホミ)の北にして、海岸に近接す、末恒(スエツネ)は[illegible]保[illegible]にして、伏野、內海、御[illegible]等あり。
御[illegible]命神社(ミ[illegible]マノミコト)は、今末恒村大字御[illegible]の三倉(ミクラ)山に在り、天穗日命の子三[illegible]の大人を祭る。[illegible]代記云、[illegible]天[illegible]日命、往[illegible]出雲[illegible]、此國[illegible]大[illegible]、[illegible]三年、[illegible]不[illegible]、[illegible]子[illegible]大人、[illegible]名武三[illegible]、此[illegible]北[illegible]、[illegible]不[illegible]([illegible])、[illegible]村より[illegible]へ一町餘、其より石[illegible]凡八十段、皆[illegible]の如く[illegible]自然石にて、[illegible]上れば、[illegible]かたし、其上に僅に平地在て、神祠を建つ、延喜式神名帳[illegible]之、[illegible](アタカヅタケ)[illegible]、其[illegible]、細く長くして、大[illegible]なせる[illegible]如く、昔[illegible]といふ事を知らず、[illegible]て山丘をなせり、因て土俗[illegible](ハシ)大明神と號す、相傳へていふ此[illegible]石の[illegible]作り、[illegible]岐島に[illegible]んとて、一夜に造り玉ひけるに、[illegible]に夜明け、事ならずして其[illegible]捨置玉ふ迹といひ傳へたり、葛城の一言主の神の故事に[illegible]たり、此山のありさまを[illegible]記にも[illegible]けり、されども千[illegible]不知一見、此地に至りて是[illegible]見るにあらざれは、[illegible]心に[illegible]する事あるべからず、[illegible]此山の[illegible]、[illegible]島へ[illegible]さんと云へ[illegible](ツエツキ)[illegible]、五十[illegible]の間、土中は皆此石の柱なりといへり、是れもとより天工奇異の妙境と謂ふべし。

(三倉山)　(桂明神社)　(杖突坂)

(伏野)
內海(ウツミ)　今末恒村の大字なり、伏野(フセノ)と相並び海濱に居る、海上に岩礁四五所あり、濱を距る數百間、之を古事記に見ゆる淤岐の島とす、(懷中抄には牟妻島と云ふ)內海の西、[illegible]村の間に氣多前あり、高草郡界の標示所とす。

(菟宮)
白兎神社(シロウサギ)　又菟宮(ウサギ)、大菟宮(オホト)と云ふ、內海の南の谷間を三四町入り、松林の中に在り、近世鵜井氏再興して、神領二十石を給せらる。○古事記云、大穴牟遲神之兄弟、八十神、各有欲娉稻羽之八上比賣之心、共行稻羽時、大穴牟遲神負帒、爲從者率往、於是到氣多之前時、裸菟伏也、爾八十神謂其菟云、汝將爲者、浴此海鹽、當風吹而伏高山尾上、故其菟從八十神之敎而伏、爾其鹽隨乾、其身皮悉風見吹折、故痛苦泣伏者、最後之來大穴牟遲神、見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、僕在淤岐島、雖欲度此地、無度因、故欺海和邇言、吾與汝競、欲計族之多少、故汝者隨其族在悉率來、自此島至于氣多前、皆列伏度、爾吾蹈其上、走乍讀度、於是知與吾族孰多、如此言者、見欺而列伏之時、吾蹈其上讀度來、今將下地時、吾云汝者我見欺、言竟、卽伏最端和邇捕我、悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命以、誨告浴海鹽當風伏、故爲如敎者、我身悉傷、於是大穴牟遲神、敎告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃、敷散而輾轉其上者、汝身如本膚必差、故爲如敎、其身如本也、此稻羽之素菟者也、於今者謂菟神也、故其菟白大穴牟遲神、此八十神者、必不得八上比賣、雖負帒、汝命獲之。

(淤岐島)
氣多前(ケタノサキ)　內海村[illegible]い海に突出たる山鼻を、正木(マサキ)が鼻といひ、氣多の前是なりといへり、又の名神[illegible]下ともいふといへり、其沖の方に屛風を引たる如く、四角に直立する島を淤岐(オキ)の島といへり、[illegible]は神社の後山なり、以上は古事記に所載の名同なり、又[illegible]島といへるあり、淤岐の島と氣多の崎との間に、常は水とひとしくひらたき小

[illegible]島にさらされけるかに見給ひし、大己貴神此島に上りて八上姫をしたひ玉へる迹と云傳へたり、今こう島といふは、淤岐島の轉訛なりと。〔因幡志〕〇塵添壒嚢抄云、因幡記を見るに、此國に高草郡あり、其名二種あり、一には野中草たかければ、たかくさと云ふ、それを郡の名とせり、一には竹草郡也、この所もと竹林ありけり、其故かく云へり、竹は草の長と云心にて、竹草とは云にや、其竹の事をあかすに、昔この竹の中に、老たる兎すみけり、或時俄に洪水出來て、其竹の林水に成り、浪洗て竹の根を堀ければ、皆悉損しけるに、兎竹根にのりて流れけるほど、隠岐島につきぬ、水かさ落ち、後本所に歸らむと思へども、渡るへき力なし、其とき水中に鰐と云魚ありけり、此兎鰐に云やうは、汝か族は何程か多き、鰐云やうは一類多くして、海にみちみてりと云、兎云く、我族は多して山野に滿てり、先汝が類の多少をかずへむ、汝此島より氣多崎と云ふ處にて、鰐を集めよ、一々に鰐の數をかずへて、類の多きことを知らん、鰐兎にたばかられて、親族を集めて背をならべたり、其時兎鰐共の上を蹈て、數をかずへつゝ、竹崎へ渡つき、我汝をたばかりて、陸にわたりつきぬ、實に親族多きを見にあらずとあざけるに、右の鰐共腹立て、兎を捕へて兎の毛を剝取て、毛もなき兎になしたりけり、それを大己貴神見給ひて教へ給樣は、蒲の花をこきちらして、其上に伏てまろべとのたまふ、教のまゝにする時、多くの毛もとのごとくいでにけりと云へり、鰐のせなかを數ふる事をいふには、兎其上を踏みて讀みて來渡ると云へり。〇按に古の鰐は、今の鱶の屬なり、支那及び泰西謂ふ所の者「コルコダイル」と同字異物とす、箋注和名抄鰐注に「麟晉安、和名和邇、似鼈、有四足喙、長三尺、甚利齒、虎及大鹿渡水、鰐擊之、皆中斷」とある下に、此說は異物志に本つけり、徵文に「鰐似[illegible]、長一丈、大者存水而浮、出口者」と云ふ、皇國に產せず、其和邇といふは鮫魚の一類、大頭巨口にして大なるものは、人をも吞む、漢名未詳と述べたり。

氣多郡（ケタ・キタ）

明治二十九年之を廢し、高草郡に併せて氣高郡と改む、高草の西なる狹域にして、面積六方里、人口二万四千、十五村に分つ、

氣多の名は古事記に氣多前（ケタノサキ）と見ゆ、此方今本郡と高草郡との間に在り、名義詳ならずと雖、但馬氣多等に同名あり、後世ケタとよまず、キタに訛れり。〇延喜式、氣多郡山房驛馬五疋とあり、又佐尉（サヰ）驛馬八疋と云ふ、本郡の中央と想はるゝ、佐尉の名亡びてなし、一說佐尉は八上郡なりと云ふも、通路の地に當らず。

(尉佐)

日沼郷（カヌ）

和名抄、氣多郡日沼郷。〇今詳ならず、鹿野（レカノ）村にあらずや、此邑舊地と雖、郷名を欠く、口鹿野（クチシカヌ）の訛にあらずや、志加奴神社は坂本郷に在りて、相隣る、又按に日沼（カヌ）は即鹿野に同し。（高山寺本、日沼に作る）

鹿野（シカノ・カノ）

今鹿野村と云ふ、舊鹿奴又志加奴に作れり、戶數七百、一名邑なり、吉岡の西南にして、鳥取を去る四里、近世池田家の支封三萬石の別邸ありき。（光仲君の二男、豐岐守仲澄を祖とす）和名抄、口沼、高山寺本口沼に作る、即カヌと訓む、此也。

志加奴城址（シカノ）

妙見山（メウケン）に在り、王舍城（ワウシヤウヤウ）とも云ふ、毛利元就記に山中鹿之助「志賀野に籠れ候中原善兵衞を打取」とあるは此也。因幡志云、鹿野城、妙見山にあり王舍城と號す、鹿野氏の武士代々居住せりと、其草創の時代明かならず、中比山名家當國守護職の時、其麾下に屬せりと、然るに天文中、鹿野入道其の時雲州の尼子晴久のために滅亡して無主の廢丘となる、其後永祿中國の屋形、山名源七郎といへるが、當郡領主として布施より移住ある時に、[illegible]武田高信と云ふ者を亡ぼして、己れ城主となれり、山名家は[illegible]追て逐落し、天正[illegible]年に至て一國[illegible]毛利家の命を奉せしかば、其比の屋形將國の息女を初め、其家臣どもの人質をば、毛利の手より當城に籠置、毛利の番兵一千餘人是を固めたり、全八年秀吉公來侵有て、一番に此城を追落し、人質を其まゝに取りこめおき、龜井新十郎を大將として守護せしむ、其間九年秀吉公一國平均の後、城を當なりに龜井氏へ下され、當郡一万三千石宛行はる、後に於て龜井は武藏守と改名有て、城普請等經營せらる、元和三年、台命に困て龜井家封を石州津和野へ移さる、父子二代在城、三十七年なり、寬永九年御國替有て、御當家入國となる、全十六年松平石見守輝澄君（[illegible]、號行入、[illegible]君之叔父）改有て當邑一万石を領し、播州よりうつり玉ふ、館舍の地は城山西のふもとにて、築山泉水等のあと今に殘れり、昔の遺風にや惣して人の風俗優長なり、賤商ともしくなりといへども、諸道の細工人等有て、何事かくことなく、別府をなせり〇いつの世よりか、鹿野を佛經の鹿野苑（ロクヤナン）に准合し、種々の名目建てたり、されば國人の曰ひけるは、因幡に山水秀麗の一郷あり、鹿野苑と云ふ、其傳城を王舍城（ワウシヤリヤウ）と號す、城南に鷲峯山を負ひ、流沙（リウシヤ）拔提（バツタイ）の二水、その左右を流る、在昔郡主龜井茲矩、佛を信し[illegible]する所あり、よりて山川みな命するに印度佛蹟の名を以てす、特に號して小天竺といふと。

(址城舍王)　(苑野鹿)

幸盛寺（カウセイ）

舊鹿野城、松原土居に在り、山中鹿之助幸盛の追吊所なり、幸盛の墓塔なりとて、石壇に無縫塔を安して、塔石に法名を彫刻す「幸盛寺殿閑璘居士、天正十一癸未七月二日、沙門城蓮社照擧上人建立」と、鹿之介は雲州富田尼子家の浪士なり、此地に墓を築けることは、龜井武藏守殿由緒あつて、其遺を殘されしなり、此仔細は武藏守殿も當尼子家の舊臣にて、初は湯新十郎と云し

が、十七才のとき當國に落來り、此邊山宮村村井覺兵衛といふ百姓、是も雲州浪人なりしかば、其家に養はれ居られけるとき、鹿之介も出雲を去り丹後但馬を經巡り、當國を横行す、素より智勇武功類をぬき、關東人に越え、當國に入て後城を落すこと十三箇所なりと、新十郎古關靈の因あるを以て、鹿之介に隨ひ所々に戰功あり、鹿之介其勇氣なる振舞を稱譽し、己れか女を以て娶之、此女子實は尼子の一族龜井茱といふ人の女なり、龜井早世して其妻女娘を倶して鹿之介に再嫁せり、鹿之介彼新十郎を婿となし、龜井の家を相續せしむ。（因幡志）

讓得寺（シヤウトクジ） 少林山と云ふ、鹿野の禪院なり、龜井家の時寺領三十四名を寄進し、武藏守茲矩の遺品、古城國の旗幟を納む。○豐臣秀吉已に龜井茲矩を鹿野に封し、なほ多年の勞を賞せんとし、召見して因幡半國を附與せんと曰ふ、茲矩對へて曰く之を望まず、願はくは琉球國を賜ふ事を得ば、役て之を服せむと、秀吉其膽の大なるを賞し、龜井琉球之助の字を團扇に書して之を予ふ、茲矩大に悅び、舟艦をとゝのへ兵仗糧秣を載せて、海に航し將に至らんとす、會々暴風狂浪起り、志を得ずしてかへると一書に見ゆ。

（水谷）因幡志、岩之構現は水谷（ミヅタニ）村の奥（小畑の下）を西へ入る支谷のつまりにあり、其地を岩宮谷といふ、鷲峰山東北の半腹にして、水谷より十七八町のぼるなり、其山腹にならびたてる巨岩八九箇あり、中に大なる巖、高さ七丈許、竹筒の立たる如し、其中間左右へ通りたる穴あり、形滿月の如く、深二丈三尺、穴口高六七尺、横二尺許にて、人一人漸くに通るへし、構現岩とも稱するなり、又其左右にならびたる大石低きあり高きあり、其低きは一丈余高きは二丈或は三四丈に及へり、そのかたち簡切の如くにて横文あり、或は二重或は三重、[illegible]の重れるに似たり、石上平にして廣さ各方一丈四五尺なり（今

（跋提河）鹿野村大字水谷）水谷の溜流を跋提河（ハツタイガ）と名つく。

坂本郷（サカモト）

和名抄、氣多郡坂本郷。○今瑞穗村なり、大字下坂本存す、鹿野の北とす、光元（ミツモト）村も之に屬す。

志加奴神社（シカヌ） 今瑞穗村大字宿に在り、勝島明神と云ふ、（因幡志國祭神志卷）一説志加奴は國男（大國主神の別名）の訛と云ふも從ひ難し、志加奴は地名より出てて、同名と為れるに似たり、延喜式氣多郡の官社なり。

大原郷（オホハラ）

和名抄、氣多郡大原郷。○今詳ならず、寶木（ハウギ）村、酒津（サケノツ）村は郷名を缺く、蓋大原の地歟、坂本郷の北にして、海濱に居る。

寶木（ハウギ）

今寶木村と云ふ、古くは母木に作れり、鹿野川此にて海に入る、小驛を成し、吉岡を去る一里半、賀露の西二里半。

（母木）母木（オホキ）宿は、寶永二年、馬數二十五疋を定められ、鹿野町の民を移す、是より驛亭と為る、（因幡志）延喜式、氣多郡母井神社、今寶木村大字奥濱見に在り、方六尺餘の青石を以て神形とす（[illegible]）因幡日記云、神殿をすぎ、母木宿にいたりてかれいをくふ、此所は氣多郡なり、今俗に母もほをの如く、木をぎと濁りて呼べり、姉泊をすぐ名はなつかしければ、家居もすくれて、いとむつましき所なり。

大崎城址（オホサキ） 因幡志云、此城は今母木村に在り、氣多郡[illegible]にあたる、土人は[illegible]の所居と云ふ、[illegible]太平記には此の事なし、[illegible]此に居り、毛利の為め上方[illegible]を拒み、鳥取落城の後に退去す、[illegible]木下民部入り替て守備す、天正十年二月十四日、毛利の先鋒杉原元春[illegible]、[illegible]國浪人の援助して、一擧に當城を攻落す、木下民部を討取し、首級四百六十餘討取れり。

折紙、[illegible]日之[illegible]、[illegible]候、[illegible]之、[illegible]、首級六十五級被切捨候由、尤以無比類働神妙に候、然而打入候剋、自大崎城被出候處追崩、被山下燒掃之旨、倍以感悅不淺候也

九月十六日（天正九年）　信長

長岡兵部大輔殿　（史料通信叢誌）

安西軍策云、天正十年、因州大崎へ、二月十四日杉原兄弟攻寄せ、木下民部を打取り、全廿日大將元春父子三人七千餘騎にて、荒神山へ發向し給へば、其夜城を明て引退けるを、襲追三十余人討取、其まゝ鳥執の山下へ押入、在家悉く燒き拂ひたれば、木下備中も小勢なれば城を守て不出けり、其より吉岡の城を攻んと打出給へは、敵二百余人籠居けるが、防にも不及して明退けり、其後大崎まで打入給ひ、鳥執を如何にもして攻破らんと、籌を被運。

酒津（サケノツ） 今酒津村と云ふ、寶木宿の東北に接し、海岸に居る。（因幡志云、此地もとは樽谷（タルダニ）といふ、龜井氏郡主のとき、海邊に谷とは相應ならずとて、樽の緣に據て酒の津と改名ありしといふ、[illegible]村なれども[illegible]の風景奇勝なり、東に突出たる山を[illegible]か鼻といふ、西の鼻を淺山と號す、大己貴命の故事に所謂氣多か崎とは此邊の事なりと云傳へたり、此湊船かゝり宜しからず、東西北風には船一艘も泊しかたし、南風のみやすしといへども、小船四五艘の外はつなぐべからずといふ、是より海上賀露の津へ二里半、青崎の湊へ三里なり。

勝見郷（カチミ）

和名抄、氣多郡勝見郷。○今勝谷村及び正條（セイデウ）村、八束水（ヤツカミ）村是なり、坂本郷の西、鹿野川の東にして、海に近接す。

加知彌神社（カチミ） 今勝谷村大字寺内（テラウチ）の[illegible]見谷に在り、[illegible]宿明神と稱す、郡中の名祠とす。○因幡志云、加知彌神社は東西二百[illegible]南北百[illegible]間、此地を飯田の森と號す、林木生じその大なるものあり、殊勝なる景致と謂つへし、今の社は

寛文十三年の再興なり、内陣の扉は永禄八年、武田高信、矢田幸佐、田公高清等が建立せしときの扉にて、其後兵火にかゝりて其扉一面に焦損し、或は矢の穴大刀の創あまたあり、裡には亀井武蔵守樂書など、殊勝にものふりたり、社司口碑に、そのころの兵亂にこの扉を引はつして、楯となしける故、是のみ殘りて其餘の寶物舊來の社記等、宮社と共に燒滅せり、又此村を寺内と云ふは當宿明神の別當眞言宗寺あれば也、其寺今廢してわつかに藥師堂のこる。

(寺内)

寺内の西畑の鼻と云ふ所に、亀井武蔵守殿の墓所あり、寺内は鹿野驛と勝見溫泉の中間にあたる。勝見溫泉は、今村大字勝見に在り、硫黄性溫百零九度、浴槽五所に分ちたり、海岸を距る十餘町、道路の便を缺かざる為、浴客多からず。

大坂郷（オホサカ）

和名抄、氣多郡大坂郷。○今逢坂（アフサカ）村是なり、寺内郷の南なる山谷を云ふ、大字瑠家（コホケ）、山宮等あり、近世に殿村（トノムラ）郷と曰へり。

(山宮)

因幡志云、山宮（ヤマミヤ）と[illegible]尾坂は、山名吉川對陣の古跡なり、安西軍策云、但馬國山名入道宗佺は、尼子勝久に組し、一年勝久出雲へ入給ける時、宗佐日本助が海賊舟を催し、勝久を東伯耆へ送ける、天正元年、吉川元春父子七千余騎にて、因幡の篠尾に陣を居、頓て但馬へ出張し給はんと議せらるゝ處に、宗佺降参し、宗佐日本助も降る。

鷲峯山（ジュホウセン／ワシノミネ）

鹿野及び逢坂の南に聳ゆる三千呎の清大山也、高野山の北に接續し、氣多郡より之を望む、最遠々たり、其西麓に河内、鷲峰、小河内の三村あり、今合同して小鷲河（コワンカハ）と云ふ、河内は相河（一名河内川）の源とす、河内より伯州河村郡へ通する徑路あり、荒神山滑石峠を以て分界とす。

(河内)(相河)

因幡志云、鷲峰は郡の東南に聳立せる高山なり、山脊連り伯州方になだれかゝり、山脈同時に高見たり、北は山の表とし南は裏なり、里諺曰九百九十九谷とて、山の景象遠く望めば嶮し、近くよれはゆるやかなり、凡て八字の形を成し、上は靑雲を貫徹す、鷲峰大明神は鷲峰山頂のふもとに鎮坐す、近世元禄年中、藝州の毛利氏再興、然るに慶長九年、郡主亀井武蔵守殿故有てこれを燒拂られ、祭事斷絶する事九年なり、同十七年、子息豊前守殿又之を再興せらる、其とき社地を寄す、今の御寺是なり、當時武蔵守殿が鷲峰神を責められし時の一紙とて、郡中に傳ふる者あり、

從守、湯多兵衛尉建何之劍、號鷲峰神、其村之女子、吐狂言巧舌也、曰狐云無、總而呼之欲之、何放狐、惱煩人民、放狐之類、國中魔怪、不殘咫尺盡拂畢、未來永々百姓等、不可異禮、一紙如件

慶長九年甲辰正月十日　從五位上　武藏守

鷲峰神は三代實録貞觀四年授位の列にして、此わしのみねの山神を齋奉せるならん、勝見名所志に此神は大穴牟遲命を祭り、氣多之前卽此也とあるは誤れり、又いつの頃よりか此山を眞言法の靈場山に擬し、古佛谷（コブツ）と云ふ名を設け、鹿野を鹿野苑、王舍城と稱し、恒河、流沙、跋提等の地名を建てたり。

日置郷（ヒオキ）

和名抄、氣多郡日置郷。○今日置村、日置谷（ヒオキダニ）村是なり、大坂郷の西にして、日置川の谷に在り、此川は北流青屋驛に至り海に入る。延喜式、氣多郡利川（ハヤカハ）神社、今日置村大字早牛（ハヤウシ）の大森明神是なりと云ふ。（因幡民談）

青谷（アヲヤ）

今青谷村と云ふ、又青屋、相屋に作る、日置村の北なる海濱なり、青崎、潮津（ヤシヅ）の二港に分れ、戸數六百、因州の西口にあたり、鳥取を去る六里、長尾埼は本驛の東北に突出し、小澳を成す。

(潮津)(蘆崎)

蘆崎（アシザキ）の河口より寶暦年中古碑を得たり、上に梵字三を題し、「寛喜三己巳年二月廿四日、一結衆末敬白」と刻す、（因幡志）又青屋城は、同記に「山名某、因幡の國青屋の城と云所へ、其徒廿三騎にて落付給ひけるとかや、やがてこゝにて自害し給て、上下五人引つれて何方へとも聞しが、行方知ず成にけり」と見ゆ、國郡など書かれしと見ゆ。

(相屋)

相屋（アヒヤ）神社は卽青谷の鎮守にして、三代實録に「元慶元年、因幡國相尾神、授位」とあるは、相屋の誤なるを推知するを得、又延喜式の因幡國郡名、相尾も、相屋の轉用たることを證明すべし。

長尾山（ナガヲ）

青谷と八東水（一名豊路）の間、北方海中に突出す、海上より之を望むに、其狀亀の尾の如く、岬上高二十呎、樹なく、草を以て蔽へり、其背鼻の南方東に鷲峰を望む、最も奇なり。

因幡志云、長尾埼をば長尾鼻といふ、山際河内村の井石坂に相連て、三里に餘れり、長尾と號するは其形なり、さて長尾の鼻といふは、風景北開七十町餘、巖窟そびえ石壁なめらかに、さながら畫屏を立たる如く、怪石奇岩五色に交り、紅紫白黄の滿潮にいろどるに似たり、或は巖洞怒浪を吞吐する所もあり、或は見上るもおぼつかなき巖々巖々のあいだに、幾世ふかへたらん松の降枝、海上に打たはれて蟠蛇の勢をなし、水のみぎりに影をひたせるもあり、千狀万態繪景をはかりなし。

勝部郷（カツベ）

和名抄、氣多郡勝部郷。○今勝部村、中之郷村及び青谷村なるへし、日置の西に隣り、伯州堺に至る、勝部と云ふこと名義を知らず（伯州久米郡の勝部を看よ）

三代實録、貞觀十七年、授位、因幡國神前（カンザキ）神は勝部村に在りて、御神前明神と云ふ（因幡民談）延喜式氣多郡幡井（ハタヰ）神社は中之郷の絹見（キヌミ）に在りて、幡屋明神と云ふ（因幡志）

八葉寺（ハチエフジ）　今勝部村の大字とす、青谷驛の南一里半、岩瀬の

奇あり、其大岩長五六十間、横十五間はかり、其高さ十八尋に及ふ、而も其岩根は空洞を成す四十間、洞中の深さ五尺より二三間に至り、高さは二間より三尺四尺に至る、宛然たる石屋なり、此に熊野大神を祭る。

波見郷 和名抄、(高山寺本)氣多郡波見郷。○今詳ならず、日沼大坂に接する地かと想はるれど、刊本には之を缺けり。

伯耆國

伯耆國 東は因幡、西は出雲、南は美作、備中、備後、北は海に至る、大山中央に挺立して、地勢其左右に因りて、東伯西伯の區分を生す、其東伯は天神川を幹流とし、西伯は日野川を大脈とす、今面積凡百二十五方里、三郡に分ち、鳥取縣治に屬す。

(伯岐國) 伯耆は和名抄波々岐と注す、古事記に「伯伎之手間山本」云々と見え、天武紀「十二年、伯耆造、賜姓曰連」とあるは、國造本紀に「伯岐國造、志賀高穴穗朝、兄多毛比命兒、大八木足尼、定賜國造」とあるものと同家なる歟、播磨風土記にも仁德帝の朝に、伯耆國造を召したまへる事見ゆ、兄多毛比命は出雲國造と其出自を同しくす、古事記傳に伯伎は名義しらず、もし箒より出たる由などあるにや、(妣國) 或は伊邪奈美命の事によりて、母君の國と云ふ心にやなど述へたり、河村郡に伯々伎神社あり、參考すへし、蓋上古は出雲國の屬地歟、古語に伯國あり。

(伯州) 伯伎は國郡制定の際、六郡に分たれ、後世には伯州とも云へり、近時東伯西伯日野の三郡に改定せらる。

秋深鋩海介儲肥、城市歌絃倚釣磯、海壖風濤留奇跡、山城旌旆助天威、潮侵峡角鼙如咽、雲擁山尖鐃欲飛、陽島相離三十里、洋心一點綠依微、

東伯郡

東伯郡 明治二十九年、河村、久米、八橋の三郡を合併して、東伯郡と爲す、州の東一半にして、大山を以て西伯郡と相限る、今一町五十八村、郡衙は倉吉に在り。

河村郡 明治二十九年廢して東伯郡へ入る、大略天神川の東及び竹田谷、三朝谷を以て其域內とす。和名抄加波無良と注し、續日本後紀に川村郡に作れり、河村郷あり、郡名の本とす。近時は面積凡十八方里、人口二万八千、二十四村と曰へり。

笏賀郷 和名抄、河村郡笏賀郷。○今久津賀村、及び泊村、三橋村是なり、郡東北端にして、因州青谷驛の西に違る。(泊) 其海濱は崖岸を成し、泊村を小驛市とす。延喜式の笏賀驛即此歟、(青谷を去る一里、橋津を去る一里半) 竹田谷の高勢村にも大字笏賀あれど、同名異所とす。

園 今三橋村と改む、伯の西に接す、隙池といふ一塘あり、御冠山は、園の西南なる一峰也。

河村郷 和名抄、河村郡河村郷。○今詳ならず、橋津村、宇野村、浅津村、長江村などにあたる歟、東郷池の剩水此にて海に入り、其西に天神川流れ、河村の名相因る所なきにあらず、郡號亦之に出つ。太平記、神南合戰の條に、山名師義の從兵に伯耆の人河村頼秀あり、當陣師義に代り、追兵を拒き以て死したり、蓋本郷の郷士とす。

橋津 今橋津村と云ふ、市街の狀を成す。東郷池の剩水北に決し海に入る、長半里、此村は其濤の東西に跨り、橋梁を架するを以て橋津と云ふ、倉吉を去る三里、由良を去る三里。

湊神社は橋津に在り、三代實錄「貞觀三年、伯耆國湊神授位」の事見ゆ。(神祇志料)

安西軍策云、天文九年、山名家の被官武田山城守は、鳥取より伯耆へ打越んと、其勢七千余騎、伯州馬野山邊へ出張し、勢二に分、一手は南條豐後守宗勝小森杢允餅瀬等二千余騎橋津口へ差向らる、我身は山田出雲守行松入道置部己下五千余騎を相隨、渡口へ打て出て、尼子勢と合戰に及ぶ、山城守敗軍し、馬野山すくも塚の上へ立上り、自害して失にけり、橋津の南條豐後守宗勝も打負、宗勝の濁水中をくゞり、遥の沖へ游き出、泉廟の小舟に助られ、辛き命拾ひたり

馬山城址 橋津村の東南、東郷池の北なる一丘なり、御冠山の西につゞく。天正九年、吉川元春が之に據り、以て羽柴秀吉の軍を拒きしこと、諸書に見ゆ、外史に「馬山、左右濁山、後負大川、纔通一橋、人々無不震慄、元春命絕橋、毀舟楫、自絕走路」と叙したり。

安西軍策云、天正九年十月中旬、鳥取籠城の兵粮盡て、及難儀の趣、藝州へ到來ありて、元春朝臣爲後詰、其勢三千余騎、仝月廿五日馬山に着陣し、翌日因州大崎へ寄らんとする處に、鳥執落城の到來あり、然處に秀吉急に伯州へ打越、吉川と一戰を遂けんとて、仝廿七日馬山の向、高山に打上陣取、馬山を目の下に、直下數萬の軍兵、峯谷に充滿り、此馬山は左は湖後に橋津河、如形の節所也、元春後の橋を切落、湖水の舟共陸に引上させ、擔場本陣へ取込、及元長廣家に仰せて、前には堀結さ、

戰合の道二筋造らせ、敵寄來かしと待居給ふ。

淺津 橋津郷の南、東郷池に臨める村落なり、南谷、光吉の二大字之に屬す。

長瀬 橋津の西南に連り、又一村を成す、俗に長瀬宿と稱し、民戸多し。陰德太平記に、天正七年、毛利家の杉原盛重等、南條信正と、長瀬川に對陣したる事見ゆ、長瀬川は本村の西を流るゝ、天神川を指す。

日下郷

和名抄、河村郡日下郷。○今日下村是なり、長瀬の南にして、天神川に沿へり、清谷、福富、海田、土井等の大字あり、日下は古姓氏なり。

波々伎神社 今日下村の福庭に在り、小松明神と云ふ、〔神祇志料〕日本後紀「承和四年、川村郡伯耆神」三代實錄「貞觀九年、伯耆神」と見ゆ、延喜式川村郡に註す、蓋當國々造の祖神を祭る。○伯耆藩は「伯耆國川村郡、波々伎神社傳、高耕神爲事損壞、癒疔湯火損破、打撲」云々と大同方に載す。

舍人郷

和名抄、河村郡舍人郷。○今舍人村是なり、芳賀郷の南、東郷池の東にして、御冠山其北を擁く。舍人は殿居の義にして、轉して殿中奉仕の人を指したり、出雲風土記に、舍舍人君の祖が居住したる地を舍人郷と云ふと記す、此も此類歟。

倭文神社 （御冠山）今舍人村大字宮内の御冠山に在り、倭文大明神と稱し、延喜式河村郡の官社也、中世より伯耆の一宮と爲り、今國幣小社に列す。〔御冠山また高山と唱ふ〕文德實錄「齊衡三年、伯耆國倭文神に從五位」、日本紀略「天慶三年、伯耆國倭文神に正三位を授く」とあるは此なるべし、古語拾遺を參考すれば、倭文神とは建葉槌命を祭るものとす、久米郡にも同名祀あり、一宮記に倭文社は下照姫を祭ると、大同方云「口利藥、川村倭文神主之家、所傳方、原本下照姫神方也、中暑小便止、頭痛煩熱、日乾者、與之」云々と、下照姫と云ふも根據あるもののごとし。宇多院御領目錄に、當國山守庄と一宮を載す。

御冠の高の山は又鳴山に作る、雲州軍話に見ゆ、天文九年、時に吉田元倫因州に在り、[illegible]告て曰く、武田常信、南條隆宗、山田重直因州より伯州に入り、邊境を掠略すと、是に於て尼子國久子族を率ひて、藝州より轉して伯州に趣く、武田常信の取を謀し、山名豐弘南條隆宗等と伯耆の高野山に陣す、國久乃ち光倫等と會し與に戰ふ、子豐久死す、國久屈せず、進みて高野山蛇塚を攻め、終に常信を獲て歸る。

多駄郷

和名抄、河村郡多駄郷。○今詳ならず、舍人郷の南なる松崎村、東郷村にあたるに似たり。

松崎 今松崎村と云ふ、舍人の南にして、東郷池の邊に在り、山名家入部の初め、松崎に治所を置きたりとも云ふ。（倉吉を參考）

安西軍策云、天正九年十月廿八日、秀吉南條が城へ兵粮を入んとて、因州より峰傳する勢雲霞の如し、元春松崎宿へ打出、鐵炮打掛、敵を招て悉打出ては、一戰を快せんと宣ふ、秀吉も外聞物見をいたし、南條城中の躰を聞き、又馬山に橋切りおとし、舟引上けたるを見て、元春無二の覺悟を知けるにや、一戰も不及廿九日高山開陣し、因州鳥取迄打入給ひけり。

（東郷）（引地）東郷池の南岸を、東郷村とす、引地、田畑、久見、川上等の大字あり。引地に鑛泉あり、溫百十度、鹽類性とす、其涌源は東郷池の池中にして、岸を距る六十間許なるを以て、隄防を造り、湯槽を設き、往浴に便すと雖、風雨には奈何ともする能はず、明治五年初めて槽を置く。

東郷池

東西二十町、南北二十五町、山丘四周し、下流は淺津橋津を過き海に入る、池の南側に、水底より温泉湧出す、引地の湯と稱す。

埴見郷

和名抄、河村郡埴見郷。○今花見村、西郷村是なり、ハニミをはかく訛りたる也、東郷の西にして、橋津長瀬の南とす、和名抄古本に埴を垸にあやまる。

羽衣石 （通石）今花見村の大字なり、又宇衣石に作る、橋津の南二里、倉吉の東一里半、南條氏の城址あり、一名和氏紀事云、南條氏、民諺記に「南條は鹽冶高貞の二男、伯耆守貞宗を始祖とす」と云へり、其の實、累世本國河村郡羽衣石の城主にて、大永中に淪落す、いま名和氏に屬西に隨へるは、其の流裔なるへし、高貞の二男を以て始祖とする家にては、延元四年雲西下向と年紀に合はず。

南條城址 羽衣石城とも云ふ、南條氏之に居り、累世東伯の豪族たり、天正中、南條元續豐臣家に歸附し、伯耆守と稱り、其子中務少輔忠成嗣き、羽衣石四万石を賜ふ、慶長五年、忠成西軍に應し、敗れて沒收せらる。

南條之續の父は宗勝と云ひ、豐後守と稱す、羽衣石の城主たり、尼子氏に屬す、天文九年十月、小森左京亮と橋津口に戰ひ敗れ、尼子氏の逐ふ所となり、毛利元就に因て復歸するを得、元續初の字は勘兵衛、伯耆守と稱す、天正六年、羽柴秀吉播州を伐つ、家人福山光定、小鴨元伴と議して款を羽柴秀吉に送る、事泄る、吉川元春山田重正に謂て曰く、汝往て元續を說して、款を賣めしめ、光定を殺して罪を贖しむべしと、重正乃ち羽衣石に赴き、光定を誅して固く謝む、元續怒り、元伴と兵を併せ、將に重正を圍まんとす、重正安藝に奔る、天正七年九月、元春子元長廣家をして、羽衣石の水を取らしめ、毀から雲石等の兵、一萬五千を督して、馬山に次す、元續長瀬川に邀へ戰ひて敗走す、元春北るを遂ひて、郭郛を焚き、寨を列ね戍を置く、元續元伴等援み、援を秀吉に乞ふ、秀吉騎兵八千を率ひて、鐵島に据り元春と對抗すること旬日、元春機に乘じて城に逼る、元伴城を棄てゝ京師に走る、元續出てゝ降る、後秀吉元春に告げ、元續に羽衣石を復す、征韓の役に、兵を率ひ海に航し、皆に違ひ字

土に流さる。(野史)

(長和田) 今羽衣石の北に大字長和田あり、安西軍策に長瀬田と云ふは之を誤る歟、曰「天正七年八月、吉川元春長瀬田表へ打出、民屋に放火し、稲薹薙捨けり、羽衣石城主南條元續は、京勢の後詰を待受ん事こそ、家を全する謀なるべけれと云けれども、子息同條九郎左衛門、己が勇に誇り後陣をも不待、敵の一文字に長瀬川の流を渡らん處を、渡口に馳向ひ河水に追込べしとて、長瀬田表へ打出、長瀬川を隔て鐵炮にてせり合けるが、(中略)九郎左衛門は能箇所にて取て返し、一戦せんと引て行けるが、亂立たる味方なれば、如何にと下知すれども返す事なく、今は無力討死せばやと思ひ、羽衣石の麓にて打たれて失せぬ。

西郷(サイガウ)

(餘戸) 羽衣石の西、八屋、餘戸、栗尾等を西郷村と云ふ、東郷に對比せる稱ならん、餘戸をヨドと云ふは不審。西郷村大字八屋の宮谷に、天高神あり、是は三代實錄、元慶七年授位の神なり、(神祇志料)本書に「伯耆國大照高日女神、天乃神奈斐神、天高神並従五位下」とあり。

三朝郷(ミアサ)

和名抄、河村郡三朝郷。○今三朝村、鼎村、三徳村、小鹿村、神中村等是なり、三朝川の谷を占め、東西に長し、埴見郷の東南とす、其東限は因州堺三國山に至る。

三朝川

三國山(因州高野山の南なる峻嶺にして、六千四百尺)に發し、西流、三徳山の南を經て、加茂村に至り、竹田川に會す、長四里。

(山田) 大字三朝に炭酸泉あり、温百三十七度、枕株湯とも稱す、浴場客舍の設備あり、倉吉の東南一里半、枕株の北半里程にして、山田湯あり、(大字山田に屬す)鹽類性温百二十二度、山田湯は三朝と同しく、古代より涌出せしが、近世泉脈閉塞し、寶曆元年再び涌出を見、以て今に至ると云ふ。(鑛泉志)

三徳山(ミトク)

今三徳村に屬す、三朝川の邊なる横嶺にして、岩洞の奇、寺閣の勝ありて、伯州の名勝とす、字は美徳に作る、三朝湯の東二里。

三佛寺(サンブツ)

(美徳) 三徳山に在り、天台宗を奉す、大日本史後鳥羽紀に「元暦元年二月、先是伯耆美徳山、有男子、自稱法皇(後白河)之子、聚兵寇掠伯耆美作、是日請入見法皇、且擧平氏」と見ゆ、此寺の事とす(○三佛寺は三徳山の北面に在りて、門に入り磴道を攀ぢて至る、本尊金剛藏王とす、相傳ふ、建久七年、守護佐々木氏本堂三十六宇を修造し、足利家の時、又再興せしめらるゝ、寛永十年、國主池田家より百三十石の寺領を定めらる、藏王堂より其後方に入り、橋を渡り坂路を上る、怪石累々として危し、右に折れて行く、險甚し、文殊堂地藏堂在り、鐘石の上に建つ、下に佛堂あり、更に攀登すれば、鐘堂あり、是より牛背馬背の山脊を渡り、觀音堂を過ぎ、奧院に達す、奧院は一名投入堂(ナゲイレ)、名つく、方二間、石壁削立の上、洞窟の中に置く、之を望めば投入したるものゝごとし、美徳山の奇絶此に極まる。)

竹田郷(タケダ)

和名抄、河村郡竹田郷。○今竹田村、西竹田村、東竹田村、源村並に加茂村、高瀬村なるへし、三朝郷の南、美作の國境に至る山谷なり、東西凡三里、南北凡四里。

竹田川

其源を今源村と云ふ、美作國に界する大谷峠を其源頭とす、北流五里、加茂村に至り、三朝川並に加茂川を容れ、尚一里半にして、小鴨川と相會し、天神川と爲る。

加茂(カモ)

今加茂、高瀬の二村に分つ、三朝谷と竹田谷の間なる地を占む。三代實錄「貞觀九年、伯耆國賀茂神授位」とあるは、此加茂の祠なるべし。

穴鴨(アナカモ)

今東竹田村の大字なり、竹田谷の中央にして、郵便局あり、倉吉を去る三里半、美作國上齋原に至る山道あり。

久米郡(クメ)

明治二十九年廢して東伯郡へ入る、大略天神川の西、及び小鴨谷、新村谷を以て其域内とす。和名抄、久米郡府と注す、近時は面積凡十六方里、人口三万六千、一町十五村に分てり。

久米郷(クメ)

(郡家) 和名抄、久米郡久米郷。○今詳ならず、郡家の邊なるへしとも想はる、郡家と相因める地なれば、古郡治の所、即其郷とも謂ふを得ん、小鴨川の上流にして、美作國界に接し、今關金山口と合せ、矢送村と改稱す。(南谷村も之に屬する歟)

關金(セキガネ)

今矢送村と改む、倉吉の南西三里、作州高田久世に通する山道にあたる一驛所とす、湯之關とも唱ふ、温泉あれば也。

(矢送) 關金の炭酸泉は、温百十六度、淡黄色を帶び、無臭無味、浴客客舍の設は稍しと雖、完好ならず。

山守郷(ヤマモリ)

和名抄、久米郡山守郷。○今山守村是なり、關金宿の西にして、小鴨川の源とす、大山の東麓に當る山谷なり、山守と云ふは古姓氏にも見えたり。

(蛭山) 蛭山は山守の南嶺にして、美作國堺を成し、東西に連亘す、標高千三百餘米突。

大鴨郷(オホカモ)

和名抄、久米郡大鴨郷。○今上小鴨村なるへし、關金の北に接し、鴨河内、上古川、藏内等の大字あり、新抄格勅符に、大和の鴨神社の神戸、伯耆十八戸と見ゆるは、大鴨小鴨の中にありしならん。

小鴨郷(ヲカモ)

和名抄、久米郡小鴨郷。○今小鴨村是なり、大鴨の北に接し、小鴨、中河原、東鴨、岩倉等の大字あり。又小鴨神社在りて、土俗大宮と稱す、蓋和州鴨の神戸なりければ、其祠を置く。小鴨氏は中世本郡の雄族なり、盛衰記に小鴨介基康、並に村尾海六と云ふ人見え、應仁記には小鴨、南條、進、村上とつゝけて、伯耆武士の冠と稱せり、名和氏記事に

は、船上山に於て、賊ども得屋小鴨をも討取れと下知しければ、官軍競て小鴨の城に馳向ひて責けるに、小鴨治部少輔元之、防ぎ兼て、小鴨は今小鴨谷をいひ、累世の居城の址ありて、其邊を岩倉といふ、民談記に元之東西遷幸の供奉に從ひし由云へり。〔伯耆志船上軍參考太平記民談記等〕

岩倉　今小鴨村の大字なり、小鴨氏累世の城址とす、安西軍記に「天正七年、南條元清が守りたる小鴨岩倉の向城には、宇津吾に築き、島田の向城には、正吾院に築きければ、南吾兄弟は宇津吾へ押寄せ、之を攻る」と見ゆ、南條小鴨は本來一族にして、南條氏羽衣石に籠る時、共に退轉したるならん。

小鴨川　大山の東より發し、東流四里、關金宿に至り、東北に折れ、倉吉の西北に於て、新村川を容れ、遂に竹田川と會して、天神川と爲る、此に至りて凡七里半。

神代郷（北谷）　和名抄、久米郡神代郷。○今詳ならず、其訓はカミシロにや、又クマシロにや、臆斷を以て之を云へば、上八代の中間にして、今の北谷村にあたる歟、本郡八代郷（今社村）ありて、其南方川上の谷を北谷と稱す。（小鴨谷より見れば北に當る）

志津　今北谷村の大字なり、此地に三宮明神あり、即延喜式、久米郡倭文神社にあたる。

立縫郷　和名抄、久米郡立縫郷。○今の志村等なるへし、大立の大字のこりて、立縫は立野の誤歟、大立野を後世大立と稱せる如し、高山寺本には楯縫郷に作る。

志村　又新村に作る、北谷の西に接し、今東志村西志村の二に分つ、新村川は新村北谷の諸溪を併せ、倉吉の西に於て小鴨川へ入る。○福田、米積の二村、今合同して福米と云ひ、又志村谷の中とす。

八代郷　和名抄、久米郡八代郷。○今社村是なり、志村の東、北谷の北にして、倉吉の西とす、古國府の所在とす。

國府　今社村の大字に遺り、國分寺の大字と相并ふ、倉吉の西半里、新村の北岸とす、コフのプを濁る。伯耆國府は和名抄「府在久米郡、行程上十三日下七日、管六郡」、また延喜式「伯耆國、上中國」と注す、三代實錄「貞觀十五年、伯耆國無位國庁裏神に授位」の事見え、神祇志料に此神は今國分寺村の西畑に存すと曰へり。

國分寺　今社村の同名の大字に、寺塔わつかに存す、即延喜式に伯耆國「國分寺料三万束、藥分料一萬束、文殊會料二千束」など見ゆ、又同書に伯耆國「四王寺修法料稻四千四百九十束三把、用當國正稅充之」とあり、藥分とは藥師悔過分にて、文殊と共に國分寺にて收めし料ならん、四王寺は貞觀年中、伯耆出雲長門の諸國に別勅を下し、建立せられし官寺也、其長門なるは今に故跡を遺せど、伯雲二州は詳ならず、惜むべし。

倉吉　今倉吉町と云ふ、戸數二千、東伯郡の治所とす、鳥取を去る十二里、米子を去る十四里、木綿織を名産とす。打吹山に長谷寺と號する觀音堂あり、此山は城址にして、山名の遺跡とぞ、元中八年、山名氏之より、大永四年、尼子經久に至るまて、凡七世、元和元年、里見安房守忠義改易して倉吉の田三万石を賜ひ、關東より移る、尋いて本州を以て池田家に賜ひ、忠義其所公たり、同八年忠義卒し、倉吉城廢す。○地志提要云、山名時氏六州を以て、足利義詮に降り、諸子を分封し、本州を長子師義に與ふ、師義卒して其子氏之嗣き、河村郡松崎に治す、元中七年、其弟滿幸氏之を將軍義滿に讒し、因て之を走らす、義滿因て滿幸を以て守護となす、滿幸叛て誅せられ、義滿氏之を復封し、久米郡倉吉に治り、子孫に傳ふ、七世經之に至り、國勢日に衰へ、大永四年、尼子經久に滅さる、當時羽衣石（河村郡）の南條宗勝岩倉（久米郡）の小鴨氏等を逐ひ、全州を併す。

（倉吉城址）

下田中　今坂井寺、巖城等と合せ上灘村と改む、倉吉の東にて、天神川の邊とす。管窺武鑑に倉吉の田中と云ふは此ならん、曰「慶長十九年、里見房州直喜公、御改易、伯州倉吉にて三万石との被仰出也、後には池田新太郎光政へ御預、伯州の内田中と云處にて、僅百人扶持被下、元和七年、直喜公御逝行也、御息無之故、數百年相續の里見家滅亡、可惜」（灘と云ふは俗稱か。）

（灘）

勝宿禰神社　今下田中に在り、下田中勝宿禰明神と云ふ、猶社地は今の西にして、其西に勝宿川勝部田の字遺る、三代實錄「貞觀十三年、伯耆國勝宿禰神授位」（神祇志料）勝部郷を參考すへし。

勝部郷　和名抄、久米郡勝部郷、今上灘村、倉吉町なるへし、勝宿神社の條に參考すへし、勝部は蓋古姓氏にして、其人々の居住せし地とす、故に祖神を祭るならん、勝部郷は因州氣多郡にもあり、勝部氏古書に見ゆ。

天神川　東伯の大水なり、二源あり、一は竹田川にして、一は小鴨川なり、下田中に於て相會し、北流二里にして海に入る、長瀬驛の傍をすくるを以て、又長瀬川と云ふ。

上神郷（北條）　和名抄、久米郡大神郷、○今灘手村及ひ、上北條村なるへし、勝部八代の北に連る、灘手に大字大神遺り、之をカッツと唱ふ、蓋カムツミワの訛也。○倉吉の北方に灘北條の名稱あるは、中世の庄號ならん。

下神郷　和名抄、久米郡下神郷。○今下北條村（大字下神）及び中北條村（國坂江北）なるへし、上神の北にして、海濱に至る、此地は大和の三輪神をうつ

し祭りたるより、此名稱出つる歟、國坂神社在り。

國坂　今中北條村と改む、延喜式、久米郡國坂神社此に存し、國宮明神と稱す、續日本後紀に「承和四年、伯耆國々坂神授位」の事見え、文德實錄三代實錄にも載せたり、此地下神郷の中なれば、大和三輪の神に因みありやに想はる、又一丘あり、茶臼山と云ふ、古墳の形狀に相似たり。

松原　延喜式の驛名なり、今の下北條村、大字松神の地か、然らされば國坂江北の天神川の渡口の古稱とす、山陰道の大路にして、笏賀と清水との中間とす、笏賀は河村郡に在れば、次なる松原は久米郡、清水は八橋郡たるへき事自ら明白也。

(松崎)

八橋郡

明治二十九年廢して東伯郡へ入る、久米郡の西にして、大山の北山の北東面の地を云ふ。

和名抄には夜波志と注し、後世夜波世と唱ふ、名義詳ならず。近時面積凡十方里、人口二万九千、十九村に分てり。

由良郷　和名抄、八橋郡由良郷。○今由良村并に常盤村(穗波)瑞穗村(圏)等なるへし、八橋郡の東端にして、久米郡下神郷に接し、海濱に居る。

安西軍策云、天正七年、南條兄弟が毛利に叛逆せしかば、吉川元春八千餘騎を率し、雲州富田を打出、東伯耆八橋に着給へば、由良の城に楯籠たる、一條東市域を捨て羽衣石へ逃入けり、かかりしかば由良へは、杉原播磨守盛重より木梨中務を入置けり。

方見郷　和名抄、八橋郡方見郷。○今逢東村、金市村伊勢崎村など、由良八橋兩郷の間を指せるならん、後世方見の稱絶たり、一說金市の西に大字笠見あり、今八橋村に屬す、是れ方見の遺跡歟と。

(逢東)

伯耆卷の、主上隱岐島を御出あり(元弘三年閏二月廿八日)伯耆へ御着岸の樣に曰く「伯耆の沖にて釣舟一艘參り合たり、こゝをは何と云所ぞと御尋有ければ、片見と申所にて候と申す、奈和庄と云所はいつくぞと仰ければ、それは早過させ給て候と申す、何程過たると御尋有ければ、五里許候とぞ申ける、勅定に御船奈和湊へ渡もとせと仰せけり」。

加勢陀川　大山の東に三本杉村より發し、東北流、古布莊を過き北流、逢東に至り海に入る、長凡五里。

荒木郷　和名抄、八橋郡荒木郷。今詳ならず、方見郷の南なる、上灘、下灘、逢の三村にあたるかとも想はる、未た明證を見ず。

古布郷　和名抄、八橋郡古布郷、○今古布莊村及び三本木村是なり、加勢陀川の上流なり、原書に古布を古市に作れど、延喜式に「伯耆國、古布馬牧」とあれば布を正とす、大山の東北、船上山勝田山の東に連れる山野にして、馬牧を爲さるへき地形とす。

八橋郷　和名抄、八橋郡八橋郷、訓也八之。○今八橋村、赤崎村是なり、方見郷の西にして、海濱に居る。

八橋城は、天正中、毛利家の侍大將、杉原播磨守盛重の守れる處とす、一書に盛重を泉山に置き、州內を鎭せしむと見ゆ、泉山は日野郡尾高也(○安西軍策云、天正十年、鳥取落城の離散せん爲めに、因州へ發向せんとて、吉川元春、正月十七日、藝州を打立、全廿五日出雲の富田に着給、それより二月上旬、伯州八橋の城へ着陣し給へば、當國の押の大將杉原盛重は病死して、子共二人郎先陣に進め、大崎の城を攻んとて、彼表へ打出らる。

赤崎　今赤崎村と云ふ、山陰海道の一驛なり、戶數六百橋津の西六里、逢坂の東二里半、延喜式清水驛と云ふも此邊なるべけれど、今其名を傳へず、(伯耆卷に赤崎の名見ゆ)

(清水)

圖書編、日本國序に「伯耆沿海白沙、無嶴可泊、其貢爲阿家礼記、爲倭子介、爲他奴賓知、其北爲竹島、隔海三十里」ここに赤崎は明了とす、其他は詳にし難し、又海東諸國記に「義保、已丑年(我文明元)遣使來朝、書稱、伯耆州太守縁野源朝臣義保」とあるも、詳にし難し。○神祇志料云、天乃神奈備神、今赤崎宿に在り、豈開遲鉏高日子根命を祭る、三代實錄、元慶七年授位。

箆津郷　和名抄、八橋郡箆津郷。○今安田村に大字野津あり、勝田、保、永、以西等も本郷の中なるべし、八橋郷の西に連る。

勝田川　船上山の東、勝田山より出て、船上原を過き、安田村大字八幡に至り海に入る、長三里。

野津　今安田村と改む、赤崎の西にて、海濱に在り、梅松論に奈和庄野津とあるも、此なるへし、其礫濱の岬を御崎と字す、卽伯州の北端にして、東西兩郡の堺とす。

(御埼)

梅松論云、主上隱岐島に於いて、守護人佐々木清高、去年の春より一族等詰番して、御所を警固し奉る所に、佐々木富士名三郞左衞門尉と云者、常に龍顏に近付奉り、天の授る心にや有けむ、君をぬすみ出し奉る、千種忠顯朝臣同く供奉せられて、御座船に召、御後より守護人清高、兵船千餘艘追付奉るほどに、左樣の舟は今朝出雲路をさして、帆を上たりしが、順風なればいかにも渡海しぬらんと答けるほどに、敵御船を見たれば、烏賊と云ものにて、玉躰を埋隱し奉る程に、是をば思ひもよらず、露あふへきにあらずとて、兵船ども漕過けるこそ目出たけれ、御座船は伯耆國奈和庄野津郷と云所に着給ふ。○名和氏紀事云、御船着岸の地は、梅松論に、御座船は伯耆國名和庄野津と云ふ邊に著たまふと云ひ、民謠記にも箆津川の川尻に御船を寄せ給ふといへり、此の地いま八

梅田に龍津村あれば、其邊の浦なるへし、彼の大阪より一里許東なれば、地方も大に差ひ無きを、こゝをも名和庄と云へるは、上國の傳にては、地理詳ならさるかゆゑの誤なり、さて右の如く諸書大坂の港と云へるを、大平記にのみひとり、名和の港とせるに據りて、日本史にも此の說を取られたれど、下に見えたる宸翰に正しく、大坂と云ふ處へ著ぬと書せ給へるものをや、又增鏡及び關城書裏書には、伯耆國稻津浦と云ふ處へ着らせたまふとも云へり、此は地謀ならず、今名和庄より西二里許に、今津村あり、借訓たる名なれど然も然はあらず、もしくは彼の野津を誤りて、稻津と呼べるにや、さて彼の大平記に名和港と云るに泥て、後世附會の說おほし、よく辨ふへし。

船上山（センジヤウセン・フナノウヘ）

赤碕驛の南三里、東西村大字山川の上方にして、大山の北尾也、一大高原を成し、方二三里に渉る。山中に智積寺ありて、元弘帝行在の所たり、此寺明治維新の時に廢し、其舊守船上三所神祠をのみ遺す、山際の一處樹木蒼々たるを望む者、即是也、千丈瀧は勝田川の源にして、亦山中に在り。

伯耆卷云、去程に主上は伯耆より二里計御幸成て、貴野中にて、御馬を被留、從是船上には何程あるなど御尋あり、自是二里余候と申、やがて主上岩屋谷と云所に著せ給ひけり、是は船上の麓也、此より西坂を行幸成進せける、彼船上山と申は、山の上の峰山なれば、餘の山に勝て高かりけり、峰には嵐烈しくて、常に雪を積かりける、去年の雪所々に消やらで、世間もいまだ寒かりけり云々。〇名和氏紀事云、閏二月廿八日、名和長高大坂の港より、船上山へ供奉、中間に二里許なる野中にて、主上甚く御疲労在まし、御休息ある へきよし御掟なりたれども、長重か着たる鎧の上に、葦蓆を巻て負ひ奉り、岩屋谷（イハヤダニ）（此處より西坂まで十餘丁）と云ふ船上山の麓まて、飛ふか如くに馳着ぬ。（伯耆卷船上錄大平記等參取）

（參考太平記に、長年一族御迎に參りて、鬼葦毛なる馬の六寸許なるを、主の御馬に奉り、其の後の山廿余丁は鳥も通はぬほどの坂路なりければは、長重著たる鎧の上に荒薦を卷て負び進らす、云々とも見ゆ）爰にて柴なと折敷て供御奉り、（梅松論）又樹を伐り、面々の上帶を解て結び閉め、主上をこれに昇乘せ奉り、船上山の西坂を登るほどに、後より十四五人が旨して參りたるは、敵の寄來たるにかとて主上も驚き思召したれとも、長高少しも騒かず、御輿に參らぬ者には皆片手矢（カタテヤ）を指せて、只今事にあふ可き遺なりしが、敵にはあらず、大山（タイセン）の信濃坊源盛（長年の弟なり）同宿十餘人（船上錄に二十餘人）を相具して、供奉に馳著たるなりけり、猶道々より供奉仕る者とも、都て百五十人許になりぬ、然しも嶮しき坂路の間にて、主上御輿の上にも拱顔く見えさせ給ひたれども、助高信貞御介錯仕て、半時許に船上山の本堂へ入御し奉る。（伯耆卷）（いま山上に三所權現の社あり、四方平坦にして、社の後二丁許に具の院ありて、其の間に本堂の故址と思しき地あり、近年彼の權現の社前に、土人橋井某碑碣を建つ、また此より二里許にして、土俗天皇屋敷と稱ふる處あれど、信すへからず）當山は大山寺の末寺なれば、源盛弟子同宿等に仰せて、供御を調して奉らしむ。（船上錄）（尙あくる廿九日、隱岐判官淸高數千騎にて、船上山に押寄せ、主上を取返し奉らんとて一陣あり、淸高敗北す、三月朔より諸國の武士ども船上山に馳參す、淸高小濱浦に在りて、六波羅へ注進に及びけるに、三日の夜官軍より小濱へ押寄せ之を責落し、守護代は屋形中山城をも燒打にしたり、やがて國中盡く平均して、近國の兵殘らず官軍に屬す、十三日源忠顯朝臣を以て、六波羅討手の大將に任せられ、十五日の夜、長年に宸筆の御文を賜ふ、四月朔日、足利高氏結城宗廣等に朝敵追討の綸旨を下さる、十一日、京都合戰不利の報あり、五月三日、藤原光守朝臣奉行して、勅制の條々三條を出さる、七日、六波羅沒落に及びければ、其告船上山に着到し、十二日、還幸定議あり、廿三日を以て車駕船上を發し、山陰道を東へ行幸なる）

（船上神社）

南山巡狩錄云、正平七年、伯耆國に於て名和の一族官軍を相催し、船上山に打上り、勢を近國に振ひしかば、敵寄來りていとみ戰ふ、四月、伯耆國に於て官軍名和備中權守（又美作守左衛門尉に作る）行實、全左京進高政、全與村、小鴨下條等討死した、かひ、終に命を失ふ、（系圖並に伯耆卷合考）因徒山名伊豆守時氏、即ち出雲因幡伯耆の勢を率して上洛し、六條の寄手に加らんとす、みける所に、猶も湏にして野伏ともにあひ、山名か勢多くうたる。（南大晉）

東積鄉（ツカツミ）

和名抄、汗入郡東積鄉。〇後世八橋郡へ入り今上中山下中山（カミナカヤマ）の二村を稱る、箆津濱の西とす、大字東積は上中山に存す。〇東積の鷲大明神は、須佐之男命を祭り、俗に疱瘡の守神と云ひ、此神をかくる時、此社の笠を借りて、家に置き齋ひ奉り、疱瘡すめば同しさまの竹の笠を一蓋そへて返し納むと、古事記傳に見ゆ。

退休寺（タイキヤウ）

今上中山村に在り、曹洞禪宗、正平九年、源翁和尚開基にて、箆津備後守敦忠本願とぞ、寛永十年、池田家より再興せしめられ、堂宇門廡完備したり。

名和氏記事云、三月三日、船上の官軍は、直に本國の守護代、小鴨次郎衛入道元信か中山（ナカヤマ）の城に構籠りたるをひた攻に攻て燒討にしたりければ、行在に其火の手を見て、叨み悅ひけり。（民談記氏諺記參取）中山谷は船上山の北二里。

（中山）

西伯郡

西伯郡（サイハク）

明治二十九年、汗入會見の二郡を合併して、西伯郡の號を立つ、伯州の西部にして、大山の西北西とす、郡衙を米子町に置き、三町四十五村を管轄す。

汗入郡（アセリ）（アセイリ）

明治二十九年廢して西伯郡へ入る、八橋の西大山の西北にして、海濱に沿へり。和名抄安世利と注し、後世安世伊利と呼ぶ、近時は面積凡十一方里、人口二萬一千、淀江町外九村に分てり。

汗入は郷名に起る、名義詳ならず、一書に汗入を方俗アサヨウと唱ふと曰へり。

尺度郷（サカト）

和名抄、汗入郡尺度郷。○今詳ならず、尺度をサカトと訓む例は河州和州等に在り、此にては逢坂村なとにあたる、大坂にも作れば、尺度の名稱に相因む所あり。

逢坂（アフサカ）(下市)(大坂)

又大坂（オオサカ）に作る、郡の東隅にある小驛にして、上市下市の二に分つ、其海濱を大坂港と唱ふ、僞元弘帝着岸の故跡とす、大字鹽津（シヲツ）蓋是なり。（下市（シモイチ）は米子の東六里半）

名和氏紀事云、閏二月二十八日、御舟は伯耆の片見に着きたまふ、此處は名和庄より五里東なりければ、また西へ漕もどさむと、ためらふほとに、隱岐判官が船端無く過ふはがりになりにけり、水手ども卽て主上と忠顯朝臣とを船底に隱し奉り、其の上に乾たる繭の俵を積重ねて隱岐判官が弟能登守參河守が船ともの眞中を、神謀によりて舷（フナダナ）と舷すりちがへて通るほとに、敵御船に乘て尋ね求めければ、さる船は東へ漕過ぬ、今は門浦境にや懸りぬらむと、水主等の云ふにたばかられて、然らば急げと東を指て漕去ぬ。（伯耆卷紐上卷太平記等參取）御船も急きて西へ漕くほどに、主上木をば聞食むとて、大坂の港と云ふ處に著き給ふ。（伯耆卷紐上錄）（大坂いま逢坂に作る、汗入八橋兩郡の界にあり）、さて此の港に隱岐の神嘴と稱ふ小祠あり、後醍醐天皇を祀れるなるへし、土人後鳥羽天皇を祀ると云ふは、謬なる事論無し）爰より成田小三郎を勅使にて、名和又太郎長高を召さる、太平記に忠顯朝臣勅使にてとあるは誤傳也、伯耆卷に錄する御宸筆に曰く、「漫々たる海上に、いつくともなく漂ひて、四日はかりは過ぬ、二十七日の夕方にや、杵築の浦にて西風はけしく吹て、いかなるへきにかと、心迷させしかとも風にまかせしに、夜より波の上も靜にて、明ぬれはこゝかしこも見ゆるに伯耆の港に着ぬ、伊東もいまは力つきぬと云ふを、とかくして大坂といふ處につきぬこゝは荒濱にて、釣舟たにもまれなり、此の處のあるしといふ者も、都にありければ、よしあしにつけてこたふへきものも無し、ともなる人ひとりふたりはなほ人もとめとて出ぬ、伊東もにけうせぬれは、あやしき苫の下に、たゝひとりうつもれゐたる心の中、いはむかたなし、直衣なと引割て、いまはかきりと待居たるに、船のもとに人ひとりきたり、あちこち舶も無きは、いかなるにやとあやしきに、忠顯を添ねて御迎のよしを奏す、うれしなとはかゝるためしをそいふへかゝる、中々其時は心も詞もおよふへき限にあらず、おもひ出るたびことに、その氣味なほむねにあり、忠を致す輩、いつれもおろそかなるへきにはあらねとも、さしあたりて待出たりしこゝちなむ、たとふへきかたそなかりし、忘れめやよるへも波のあら磯をみ船のうへにとめしこゝろは、長年か忠功、後代の人にもしらさむか爲に、しるし置なり、末々の君にもこれを見せ奉らは、いかゝおろかならむ、我か子孫まても、此の忠はかりは朽しと思へは、正直を以て報國として、行末久しくつかへ奉るへし」。（伯耆卷）（本書御製の結句、こゝろをとあるは、然るへからず、今新葉集に據る）

御來屋（ミクリヤ）

今御來屋村と云ふ、下市の西一里半、海濱なる驛市なり、又御厨に作る　和名抄、伯耆國久永御厨は蓋此とぞ、又伯耆卷に名和莊の濱津とあるも、此なるべし、美保灣の東角に當る。

名和氏紀事云、伯耆民談記、氏殿權現緣起、里之喜等の書に、元弘帝の御船、名和の港、雉島（チシマ）が崎に著て、戸屋（トヤ）某を召す、戸屋乃ち主上を雉島が崎の住吉社に入御し奉り、卽て其の謀によりて、名和庄にいたりければ長年直に御迎に參し、雉島崎より名和の館に迎へ奉りしよし云へり、此の戸屋また戸野とも云へるが、いま御來屋（ミクリヤ）驛に住の戸屋家號を存して、古くより此の說の如く語傳へたる家あれと、確たる其の徵無し、但し長年一族に、鳥屋彥七宗家あり、斯て後世國内にて元弘の事蹟を傳ふる書、件の三書及ひ伯耆民談記等、皆貞享元祿以降に記する所、多くは鄙俚の說にて、取るに足るもの無し、其は大淀氏の氏殿權現再興記は、貞享三年に記する所なるが、當時既に正しき口碑傳はらず、遂々一兩官ありて往昔を談す其の言至極妄なりと云へとも、所謂蒭蕘の言をも棄ざるの意にて、其の是なるものを往々取れる趣に見えたり、殊に件の諸書に徒に名和港雉島が崎を御船著岸の由緒によりて、御來屋と改むと云へるは、甚しき妄誕なり。

奈和郷（ナワ）(和名)

和名抄、汗入郡。奈和郷○今名和村、御來屋村及び莊内村なるへし。延喜式の驛名に和奈とあるは、奈和の顚倒にして、卽此とす、中世には和名莊と稱し、伯耆守長年（初名長高）の邑なり。

(名和神社)

大八洲雲記云、御來屋驛、舊名和長年居、名和神社也、雖有遺跡、湮滅不復分辨、驛南十町有名和村、有名和社、近年所新建、在高岡上、創始[illegible]、新開社道、明治十一年、鳥取縣管轄社、名和公三十餘世孫、其祭官司云、中世衰替、昔有建武同盟者、唯名和氏爲然、側傍有一碑、水戸人會澤正志齋天保三年所撰、有故不全勤而止、安政中、池田侯慶德儀謙撰其文、文係維公在世時、蓋在楠公[illegible]時、[illegible]公[illegible]、出雲池田慶德者（按に名和氏の裔と云ふは、長年の嫡孫顯長、顯興の後にして近世は筑後國柳川藩士たり、長年の季子は延元の大亂に戦死し、一族四散して顯長は村上主殿松兆と稱し、信濃法眼淨慶に屬せられ、其後肥後國八代に赴き、征西宮に奉仕す、後宗を嫡流に譲る、天正中顯孝の時まで、肥後の大名たり、顯孝の頃中涓人と爲り、其弟太郎兵衛長[illegible]柳川侯立花宗茂に仕ふ、近時其遠裔校官の榮典にあひぬ。

梅松論に「名和の莊には、奈和又太郎と申す福祐の仁あり、勅使忠顯朝臣を遣されて、一向頼み思召るゝ趣あり、長年、君はいづくに渡らせ給ふぞと申ければ、いまだ御船に御座のよしを言上せられければ、兄弟子共五十餘人歩行にて御迎に參りけり、我が宿所になし奉るべけれ共、要害の地にあらずとて、家に火をかけて、當國の船上山といふ所へ御幸なし奉る、山頂なり、時なるをり數て、節儀を供御にそなふ、其間に軍兵寄たりけるもいなり引割て、陣を作て御こしに昇させ奉り、山の頂に假御所を作て皇居とせり、其夜より鬨しかば、寄手の御陣を上たり」〔云々〕又伯耆卷云「佐々木は、船上山へ君御上りの由をきき、廿九日、奈和庄の鶴十町許を隔て、富永と云所を寄たりければ、奈和庄城に火を放ちけり、備は城に入らなかりけるが、直に船上へ向ひて、馬を早め所々にて轡も踏頂り[illegible]る程に大勢に成て、船上より一里計にて、當見場といふ野中にて、大手の大將には[illegible]前司清高、二千餘騎東坂より寄たりけり、搦手の大將には[illegible]清房、若林等を旨として其勢一千餘騎、西坂より寄たりけり」。（名和氏紀事云、主上名和庄へ渡幸の翌日、佐々木隱岐前司小岩より、合戰清秋は名和へ押寄す、富永は名和館の西にして、當見場は下市のヤヤミと云ふ地是なるべし）

(加茂)

名和氏紀事云、增鏡に「長年五百餘騎の勢にて、御迎に參れり、またの日賀茂社に立入らせ給ふ、京の御社思し出られて、最たのもし、それより船上山と云ふ處へおはしまさせて」云々と見えたれど、御着船より船上山へ行幸の間に、かゝる事などあるへき由なし、他日船上山より御[illegible]有けむを、誤れる傳なるへし、件の社いま賀茂郷[illegible]原村にあり、安政五年、式内[illegible]現の宮を其の祠畔に築く時、[illegible]に來り、其の事を載せる文に元弘の[illegible]を捜索す、然るに此社に古く傳ふる一の秘箱あり、古來これを開く事無く、因て社司と雖も其の何物たる事を知らず、固く請ひて開きて拜するに、長年奉納の兩刀及び[illegible]を納む、其の文に曰く「奉納大□御皇帝爲々[illegible]、□月廿□日」とあり、□の字蠹損して讀む可からず、まづ某月の□は蠹損の上に一畫を存し、日間の字より續きたれは、二月なる事は論なし、廿某日の□は九なるべし云々○今加茂は名和村の大字に屬る。

富永（トミナガ）

今古御堂、押平等を合せ、庄内（シヤウナイ）村と云ふ、名和庄内の西なり、名和村の西とす。

汗入郷（アセリ）

和名抄、汗入郡汗入郷、訓安世利。○今詳ならず、淀江の邊郷と云ふも、徴すへきものなし。

高住郷（タカスミ）

和名抄、汗入郡高住郷。○今詳ならず、高麗村大山村など歟と疑ふも、臆想のみ。

新井郷（ニキ）

和名抄、汗入郡新井郷。○今詳ならず、所子村かと疑はるるも、例の臆想のみ。

末吉（スエヨシ）

又末石（スエイシ）と云ふ御來屋の西南一里半、海濱の小村なり、今所子に併す、元龜中、山中鹿之助幸盛此地に[illegible]して、大山の衆徒と共に、山陰道を掠せしに、毛利氏の兵に[illegible]に擒にせらる。

安西軍策云、元龜二年八月、吉川元春朝臣は出雲[illegible]に坐けるが、元就朝臣逝去の到來有て、悲歎不少、一七日の孝養の爲め、大山經悟可切腹と披露して、既に末吉城を攻圍まる、山中鹿助油斷したる折節なれば、詩に無便降參を乞にけり。（山中は是より尾高城に拘囚せられしが病と偽り前より遁れ、京師に赴き再び兵を舉く）○雲州軍話云、山中鹿介幸盛末石の城に籠りけるが、力盡き降人となる、毛利家より伯耆國尾高庄、周防國の地の庄にて二千貫を被宛行、鹿介喜びて尾高庄へ入部し、舊國恢復の氣を含て時を窺居たり。

所子（トコロゴ）

莊内の西に接する村里とす、所子の南を[illegible]村とす、是は高麗山と名づくる一嶺あれば此名を立てし也、高麗の大字に長田あり、名和長年の先世にあたり長田邑に居りしと云ふは此處、高麗は猶大山とぞ。大日本史、村上源氏、[illegible]昌之、其子昌明、稱[illegible]、即[illegible]行家者也、（[illegible]以下平家物語）昌明生行明、永久中任伯耆長田邑、稱長田氏其孫行高、生行[illegible]守長年。

(高麗山麓長田)

佐摩（サマ）

今宮内押鐵等と合併して、大山（ダイセン）村と云ふ、所子の南にして、大山の麓なれば、此名を立つ、佐摩より今道二里餘にして、大山寺に到るへし、寺今此村の所管とす。

宇田川（ウタガハ）

舊莊名なり、今村名に轉す、高麗の西、淀江の南とす、東鑑に「元久二年、以伯耆國宇多河庄[illegible]、被寄入大原來迎院」云々と見ゆ。

淀江(ヨドエ) 今淀江町と云ふ、汗入郡の西端にして、海(美保灣)に臨めり、米子を去る二里半、戸數七百、石塘を造り小舟の寄泊に便にす。

大山(ダイセン) 本州の中央に擢れる一大山嶽にして、山陰道の最高峰と稱す。大山嶽を主山とし、劍峰、船上山、烏ヶ山(カラスガセン)、兜ヶ山(カブトガセン)、山寺の別峯之を繞り、方十里許に盤据す、其絶頂は直立五千六百尺を數ふ、山中に大神山神社あり、其舊供僧を大山寺と云ふ。

大山は山勢雄偉一望人を動すの概あり、故に古來靈驗の高所と爲し、修驗行者は之を熊野金峰に比したり、されば新猿樂記に「次郎者、一生不犯之大驗者、三業相應之眞言師也、久修練行、凡眞言之道究底、苦行之功拔傳、遂十安居、滿一落叉、度々通大峯葛木、踏邊道、年々□熊野・金峯□□、越中立山、伊豆走湯、根本中堂、伯耆大山、富士御嶽(ミタケ)、越前白山、高野粉河、箕面葛川等之間、無不競行挑驗、山臥修行者、昔雖役行者淨藏貴所、只一陀羅尼之驗者也、今於右衞門尉次郎君者、已智行具足之生佛也」などとも見ゆ、其垂跡を今昔物語に大智明菩薩と云ふ。

大智明神社(ダイチミヤウジン) 大山の劍峰(ケンガミチ)に在り、船上山の南一里半、大山寺の東半里、舊俗奧院(オクノヰン)と稱す、是れ大山寺僧の奉祀して鎭守と爲しゝ所なるが、近時分離して延喜の大神山神社の末社と爲る、大山神、又二宮(ニノミヤ)とも云ふ。○神社考、伯耆國大山大智明神者、傳云、昔有□□、因緣建社、山下之砂夕昇山、朝下山、其前岡有松枝、必損神前云、撰集抄云「伯耆大山明神、本地地藏菩薩也、昔有俊方者、狩此地、多射鹿、俊方常念地藏、宅内安像、一日狩而歸見像、其所射鹿之矢、背中像、俊方大驚恐、自識其罪、捨宅爲寺、禁殺生」。(宇治拾遺に「依地藏示、從震宮移伯耆大山宮詣」あり)○出雲國風土記に伯耆國大神(オホカミ)岳見ゆ、即大山の元名なり、夜見島の條に其本文をいだせり、大山の麓は曠野最牛馬の放牧に善し、近時軍馬の育成所に充てらる。

白川牀至大山途中作　　廣瀬　旭荘

曉隨馬道夜消□、暗潜□茅樹蔦間、忽見月輪飛笠上、
橫雲移宿向他山、

角盤山、宿光明院　　廣瀬　旭荘

夢裡不知宵幾更、起看樽内數星橫、寺香滿院佛燈降、
步履□空偏□行、一片寒雲含古意、千章老木各秋色、
□道殊覺塵緣遠、安得超然□此生、

大山寺(ダイセンジ) 又大仙に作る、大山の大嶽の北西半腹に在り、今山麓の大山村の所屬と爲る、相距る二里、西伯尾高村に至る又三里半とす。

此寺天台宗を奉し、慈覺大師の創建、又は養老中金連上人の草創と傳ふるも詳ならず、元亨釋書にも所見ありて、精修練行の場也、本尊地藏菩薩、之を大山大智明神の本地と號す。○釋書云、釋□□人、居伯耆大山寺、勤精修、信弘中人也、又云、釋□□沈法見千命、□□□□、伯耆大山有基好、□密宗之道、□百業見依之、□得其道。又同書、法華寺明蓮傳に「往昔□託夢曰、新伯耆大山神、其使者大山安居□求、□滿、華嚴告日、作州人、入此山、以□負年、其人皆謂言、千慶僧房」云々ともあり。

元弘の亂に、隱岐より先帝の潜幸して船上山に登りたまふや、大山寺衆徒は勤番して以て助をはげむ、船上山は大山□寺にして、昔時本寺の中に名和長年の弟信濃坊源盛在り、伯耆□云「同月一日、大仙寺に可然衆徒を召て、勅定有けるは、御□所□内しさい〳〵叡可、有叡之進ぜよと被仰下、□歸て奉見ば、御□にて御□の下に、何の代より納りたりとも知ず、御劔あり、是にて渡らせ給けりとて拔けり、其時信中寺江、申云、大仙權現の夢想有、御劔をば船上山の君上可進事あり、其代に長さ一尺九寸の劔を作て進よ、又我劔に五分まさりたる劔を作て、船上山の君に進よと示現を蒙り、其ごとく作て參て候也と申、何なる御告にや有けん、不思議なりし事ども也。

大山衆徒の昔强盛にして、山下の莊園を領し兵事に與りしは、諸州の名山に其例ありしごとし、其風は又天正に至りて熄みしならし、安西軍策云「尼子孫四郎勝久、但馬へ馳下、垣屋播磨守を頼み、奈佐日本助が海賊舟に取乘り、永祿十二年六月廿三日、出雲國島根郡へ取上、名字侍六十三人、雜兵共に二百四人、勝久今度入國也、尼子家へ志有し兵共は、早く味方に可參と呼り夜半に鬨を作事三箇度也、是を聞て大山の衆徒經悟院(キャウゴヰン)三百餘騎を初とし、五日が間に其勢三千餘騎こそ集りけり、又隱岐守爲清隱岐より三百餘騎にて漕渡、勝久入國を賀し味方せんと有けるが、聊の子細により、終には心變りせられけり。」

雜訴決斷所牒　　伯耆守　長年

東寺雜掌申寺領當國大山庄先地頭以下濫妨事

右下彼坊、宜沙汰居寺家雜掌於庄家者以牒

建武元年七月九日　　右大史安信朝臣

右中辨藤原朝臣(史料通信叢誌)

(大神岳)

會見郡(アフミ/アヒミ)、明治二十九年廢して、西伯郡へ入る、日野川の下流、及び夜見島の地にして、本州の沃土也。近時面積凡十五方里、二町三十八村(此の中吉審日吉は日野郡の所管とす)人口八万三千。○會見は和名抄安不美と注す、釋紀所引の風土記逸文に相見に作り、近世も相見(アフミ)に作ることあり、名義は大海なるへし、海濱を抱擁する地なれば也、今俗アヒミと唱ふ。

續後紀、嘉祥元年、伯耆國會見郡荒廢田百二十町公田八十町を親王家は領賜せられし事見ゆ、又神遺方に會見藥「伯耆國會見舟手之方」云々と見ゆ。○伯耆志云、日野郡は背腹繫島、富民各村に散在す、且山谷に若干の鐵を出

(相見郡)

し、海濱に大小の魚を捕る事日月に盛にして、就中潟海の村落数ケの船を領ち、是を遠近に交易し、因てまた木綿を製造する事、其幾許なるを知らず、海陸より京坂及び諸國に運ぶ、此國、日野郡の鐵と木綿を以て、一國の大産物とす、近世撿地六万六千石。

大山　　仁科白谷

大智明威三萬丈、靈嶽探勝有餘中、雲霞吹散半鶯霞、

高峯動地北溟風、

大神山神社

今大高村大字尾高に在り、國幣小社に列す、大山の神を祭る、延喜式、會見郡の官社也。舊址は日下郷吉[illegible]村の丸山に在り、又縣村の嶋方山にも在り、近世此に移遷す、又別に大山の絶嶺に奥院と號する別祀あり。

此神は神道家の説に、大己貴神と云ひ、佛家習合して大智明神と云ふ、續日本後紀「承和四年、伯耆國無位大山神、授位」文徳實錄、三代實錄に加階の事見ゆ、兼大山の神社也、東伯の倭文神に次ぎ、二宮明神とも稱す、俗に大仙權現と曰ふ。○伯耆志云、大仙明神、上古は此地を距る事東南二里許にして、大山の麓、日野郡丸山村境内大神谷と云ふ地に鎭坐在りしを、如何なる故にや、往昔吉川氏入道[illegible]家、嶋方原の境内（此地より南北十町許）に移し、（天正より慶長の間なり）又五六十年を經て、承應二年當村の大森寺と云ふ地に遷し、（今の社より東北二丁はかり）又二十餘年の後、此地に遷すと云へり、斯く度々遷座し來る事、其子細を知らず、社の跡には今礎あり、數丁北方に仁王門、隨神門の礎あり、皆自然石にて頗る古風を見るへし、蛙石と呼ぶ石もありて、其跡を辨ふへし。

尾高

今大高村と改む、米子の東二里。伯耆志云、小鷹山觀音寺あり、村名の字面、古は此山號と全しく小鷹と書しと云へり、當寺は天正の頃此地の城主たりし、杉原播磨守盛重、當郡觀音寺村に在しを移して、家の菩提寺とし、十貫文の寺領を附す、當寺開基[illegible]和尚をも請待せり、美作齊延寺三代にて、彼國より來れる僧なり、世變て慶長中、米子城主中村氏當寺を城下に移して錦泉寺と號し、當寺八代[illegible]和尚を請して中興とす、當地には此一小寺を殘せり。

尾高城址

伯耆志又云、此城址は尾高と岡成の地界に渉り、東北中間村の傍近に續きたる岡山の首にて、此地以東は田土稍く高く、以西は俄に低し、三山あり北を本丸とし中を二の丸南を天神丸と云ふ、當城は永正大永の頃、行松氏是に居りしを、大永三年河村郡の南條氏等と共に、出雲富田城主尼子經久に追落され、但馬の山名右衛門督入道宗詮に寄食せしが、心を得ずして遠近に流浪せり、此時當城には尼子氏の部下、吉田筑前守（或は筑後守とす）在番たり、斯く行松氏は、天文九年十月、因幡山名氏の將、武田山城守尼子國久と河津に戰ひし時、南條等と共に武田氏に與力せり、永祿五年、其頃尼子氏衰へて毛利氏強大になりければ、彼家に依頼し南條氏と共に歸國して、再び城に入る、行松左兵衛尉正盛入道これなり、全七年病死しけるに依て、毛利氏の部下備後神邊城主杉原播磨守盛重、元就に命を以て來て之を守る、去程に尼子方三澤[illegible]圖より打出て、度々當郡に入、全十二年夏の頃、尼子勝久[illegible]を僞りて、伯耆出雲に打入、兵威を振ふ時、尾高城に在りける行松入道が子息は彼に降參す、元龜二年二月七日、尼子方平野加兵衛久基、新山城より出て尾高の下なる淨滿原に押寄せ、民家に火を放て亂妨す、盛重七百人にて打出渡々と逼て戰ふ、全年六月、山中鹿介汗入郡末吉城に在り、元春是を攻落して鹿介を擒にす、（鹿介尾高城に拘囚せられしが幾もなく脫走す）盛重の子元盛景盛二人あり、盛重の遺跡を相續し、伯州の押へたり、天正十年二月、吉川元春因幡へ赴、元盛[illegible]諸將と共に其勢四千人にて先鋒す、七月行松入道の子某、八橋郡上瀬木原城に立籠る、元春の命を以て杉原盛重是を攻る、行松氏即出降る、全年毛利氏羽柴氏と中にて和合の頃、元盛は尾高の城に在り、景盛は八橋の城に在りて、南條及び因幡口の押へたり、斯て毛利氏羽柴氏和平の後、汗入日野會見の三郡は吉川の所領となり、東三郡は南條氏の所領たり、吉川元春天正十四年に卒し、全元長十五年に卒して、弟廣家家を嗣き、十九年六月出雲富田に入城あり、慶長五年九月、關原一戰の後、毛利氏數國を削られ、明年中村氏米子入城の頃、當城は破却せられしなり。

泉山

尾高城の一名にして、和泉山にも作る、今も大字に泉の名のこる。○陰州舊話云、永祿十一年、尼子勝久郎黨山中鹿之助京より伯州へ下る、當國末石の城主[illegible]院法師[illegible]を頼し、急ぎ己が城に移し、所々へ早馬を立、前代恩顧の郎從佐々木一族を催促せし程、一番に龜井[illegible]守以下の郎從馳加て、其勢一萬餘騎に及びにける、[illegible]て同國和泉山に押向ふ、城主行松左兵衛尉正盛甲を着て順[illegible]馳加る、夫より同國羽衣石城を責落さんとしけるに、城主南條左衛門尉元次は九國に在陣し、郎從僅百騎、矢種を盡して防くと云々。

岡成

今大高村の大字なり、尾高の東に接す○伯耆志云、伯耆古城記、伯耆國城記に曰「岡成山は天文永祿の頃、出雲富田城主尼子氏に附屬せし、當郡天万郷松山城主淺野越中守實光の臣、尾高和泉守[illegible]が居城なり、織田信長公松永彈正を亡し給ひし時、淺野氏は戸田安房守森重と共に、信長公に屬して戰功あり、北後淺野は伯耆天万の城主となり、所領四万石餘、戸田は全國鎌倉山の城主となる云々、上件を按ずるに、謬なき僞事なり、其實をいはば淺野戸田、織田氏に仕へ、松永滅亡の後、伯耆に來り、永祿元年云々と記す、松永が亡びたるは天正元

年より廿年の後、天正五年なり、寺齢是より大なるは無し。

蚊屋郷 和名抄、會見郡蚊屋郷（今蚊屋村并に大高村なるへし、[illegible]蚊屋の大字のこる（名義は萱野か）東は汗入郡に至る、二本木、浦津、吉岡等の大字あり。

安國寺址 伯耆志云、二本木に安國寺屋敷と云ふ所あり、是は寺領の田野にや、大寺村と呼ふは、即其寺址の前にあたる、相傳へ、往古万[illegible]山安國寺と號する大[illegible]あり、本堂十二間四面所領三千石にて、四十二の[illegible]ありと云へり、（米子安國寺記に六十坊とす）足利尊氏の建創と云傳ひ、村名是に因れるものなり、尾高城主杉原[illegible]、日野郡江尾城を攻る時、當寺に[illegible]といへる僧、敵に與力し大に杉原[illegible]を[illegible]めしむ、[illegible]怒て當院を燒拂ふ、（米子安國寺[illegible]記是に[illegible]）其後久米郡定光寺の[illegible]此地に小庵を建て、[illegible]殘れる藥師像を安置せしが、後に米子に移て寺名を存すと云へり。

美濃郷 和名抄、會見郡美濃郷、○今日吉津村并に佐陀村是なり、蚊屋郷の北にして、海濱に臨む、神鳳抄に三野御厨をあるも此地とす、伯耆志に「日吉津佐陀と二本木の間に、箕村と名わつかに殘る」云々。

日吉津 今日吉津村と云ひ、富吉を併す、日野川此村の西北にて海へ入る。[illegible]宮あり、即神鳳抄伯耆國三野御厨の遺跡とす、近世之を蚊屋島神社と云ふは、蚊屋郷に近ければ、斯る名稱もあるにや、不審。

伯耆志云、日吉津、名義土人の傳ふる[illegible]、又日野郡[illegible]大明神社傳に云へる事あれども、[illegible]に決したれば取らず、陰徳太平記に稗津と記し、民[illegible]記に日吉津を稗津と記せるが實ならば、字面を嫌ひてかく改めたるなるへし、往古稗の多かりし地なるにや、津とは古は海に沿ひし故なるへし。

佐陀 今小波中間を併せ、佐陀村と稱す、大山寺に發の[illegible]西流して尾高に至り、北に折れ此に至り海に入る、佐陀川と名つく、長五里。

[illegible]に、三代實録「貞觀十六年、授伯耆國天乃佐奈咩神從五位下」又古事記に「大年神之子、羽山戸神、娶大氣都比賣神、生若沙那賣神」とあり、佐奈咩神今其祀を失ふ、[illegible]は此地に祀れるより、佐陀と名起り、更に佐陀に轉したる歟、推測の論なれど後の考をまつと云のみ。

小波 佐陀の東にして、汗入郡界に在り、[illegible]山と名くる丘あり、其西北に三[illegible]社あり、即三代實録貞觀十五年、授位の伯耆國[illegible]神也。（[illegible]）伯耆志云、[illegible]高中[illegible]は、[illegible]三里[illegible]て、佐々木[illegible]高、二千[illegible]、小波と中[illegible]に拠て[illegible]、東は同能[illegible]、八百餘[illegible]、二里[illegible]て[illegible]と中所に[illegible]、[illegible]に、[illegible]て、[illegible]上山へ[illegible]なし[illegible]せける、又云、[illegible]てければ、[illegible]に、[illegible]高が[illegible]、[illegible]攻[illegible]、夜半[illegible]に[illegible]を[illegible]し、[illegible]て當[illegible]の[illegible]屋が城を[illegible]し、[illegible]けて火を[illegible]ける、[illegible]上にて人々此火を見て、[illegible]のゝ[illegible]、○此清高[illegible]に[illegible]屋の一族十數人は、伯州より直に京へ上り、六波羅勢に投し、遂に江州番場の[illegible]寺に自[illegible]したり、其[illegible]名同寺過去帳に歷々たり。

美保灣 西伯の海灣にして、[illegible]江、弓濱の諸村に臨む、其北岸に[illegible]美保[illegible]港ありて、[illegible]此に集まる、又境港より西に[illegible]水道あり、中海及[illegible]湖に通す。

水路志云、美保の地藏埼と、伯州御[illegible]埼の間にある一大灣は、灣口北東に開き、其濶さ約九海里、灣首は濱岸より北西に伸出せる、弓形の[illegible]にして、土[illegible]之を弓が濱と呼ぶ、此濱は一帶の白砂にして、青松連列す、灣內の水深は十七尋以下にして、濱に近く[illegible]四五尋あり、又其底質は一般に泥にして、岸に近くに從ひ泥沙となり叉沙となる、[illegible]は偏東風を避け難きも、偏北より西を經り偏南に至る風は之を避け得べし、此灣海に於ける良泊地たり、當地は該灣北岸の美保關の濱岸より以西、約一海里半の間、距濱一海里以內、水深六七尋乃至十一二尋の處を可とす、美保灣を認むるの最好標は、伯耆の大山（五、六〇〇[illegible]）なり、但九月以後は山[illegible]多くは雲に蔽はる、又美保灣の南岸附近に高き[illegible]山あり、高さ二、四〇〇呎、圓錐形にして叉著明なり、美保[illegible]港は、地藏埼の西方約一海里にある小灣なり、狹隘且水底深きを以て、和船は稱附するも更に[illegible]なし（美保の關港、地藏埼は島根縣の所管とす）

弓濱 會見郡の西北、美保灣と中海の間を隔離する一條の堆洲にして、長五里濶一里に滿たず、古名夜見島と云ふ、其名弓[illegible]を成すに由るとも云ふべく、又夜見[illegible]とも云ふべし。神代紀に月弓尊を月讀尊とも云へば、古言相通せり、其食す國をは夜國と云ふ、夜國は夜見國に同し、或は神代史に見ゆる夜見國は此を指すと[illegible]く者あり、然れども神代の事固より歷史事實と同日の論にあらず、今現地に就きて[illegible]を求むるは[illegible]の[illegible]を摸索すると一般のみ、但し其名の古書に載せ、後人の傳稱する所なるが故に、其神代の[illegible]をも并に掲げて、之を見んとするのみ。

（夜見島）

出雲風土記云、古[illegible]國引の條に、夜見島とあるは、今の夜見濱にて、古へは此[illegible]に[illegible]まれ、島の如くにやありけむ。○出雲風土記云、（上略）亦高志之都都乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有而、童女[illegible]所取而、大魚之支太衝別而、波太須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛[illegible]耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國來國來引來、縫國者、三穗之埼也、持引綱者、夜見島是也、

固堅立加志者、有伯耆大神伝是也。(加志とは杙にして、舟を繋く木を云ふ、高志の郡々埼は能州の珠洲埼を指せる如し、國引の事は出雲州に詳なり、古人の地の形状に観察したる、一種の神異談也)

古事記云、伊邪那美命は火神を生みませるに因て、遂に神避坐しき、故出雲國と伯伎國との堺、比婆之山に葬しき、於是、伊邪那岐命は其妹伊邪那美命を相見まく思ほして、黄泉國に追往坐き、故に其の殿の縢戸より出向ひ坐す時に、伊邪那岐命語らひ給はく、愛しき我汝妹命、吾汝と所作し國未だ作り竟ずあれば、還坐ねと宣ひき、爾伊邪那美命答へ給はく、悔しき哉、速来坐して吾は黄泉戸喫しつ、然れども愛しき我那勢命、入来坐る事恐ければ、且黄泉神と相論はむ、我を莫見給ひそと白して、其殿内に入坐る間、甚久しくして、待難給ひき、故に一火燭して入り坐す時に、宇士多加禮斗呂呂岐弖居りき、於是伊邪那岐命、見畏て逃還り坐す時、其妹伊邪那美命吾に辱見せ給ひつと言ひ給ひて、即豫母都志許賣を遣して追しめ、又後には其八雷神に千五百の黄泉軍を副て追しめき、御佩せる十拳劔を抜て、後手に布伎つゝ逃来坐るを、猶追て黄泉比良坂の坂本に到る時に、其坂本なる桃子を取て待撃ち給ひしかば、悉く逃還りき、時に伊邪那美命黄泉道守者に白さしめ曰く、吾汝と己に國を生き、奈何更に生まく欲せむ、吾は此國に留りて共に還らじと白し給ひき、故其伊邪那美命を黄泉津大神とも申し、亦追及しに依て道敷大神とも云り、かれ其謂ゆる黄泉比良坂は、今出雲國の伊賦夜坂となん云ふ。

濱目

弓濱の別名なり、濱部の訛なるべし、一説海部かとも云ふ、(皆生の條を參考)産業事蹟に「濱之目十八箇村は一帯の沙濱にして、其田は綿作によろし、三百年前より河内木綿を傳へて之を培作し、且紡績して四方に販く、八十年前の盛時には、毎歳十五万反の産額あり、爾来漸減して、近時は毎歳五万反の産あり」と述ぶ、今一町十五村、戸口最繁し。此堆洲近世の墾事に就き、國郡考の説に曰く、

會見北濱、今濱の目と稱する地一帯は(又弓か濱と云)中間、皆生(又海池に作る)粟島村以北、大篠津渡村以南の地、切断して海水を通せしが、後漸く淤塞して新田を墾き、村落をなす、又今の境村海峡は、往古僅に小舟を通せしのみなりしが、皆生以北の地淤塞するに従ひ、宍道湖の下流北に轉し、北地を衝て東流し、遂に今の海峡をなすと云、後享保中に至り、濱の目の地を疏鑿して、一水を通す、米川と名つけ、以て灌漑に資す。

(大切戸)　伯耆志云、夜見國(今夜見村となる)を本にて、太古は出雲に續きたる島なりしが、後代其地と本郡と互に肥りて、僅の渡となる、今富益村内大切戸と呼ふ地、是古への海峡なり。(富益村は大篠津村の南にあり)又云、外江村は濱の目西北の極にして、出雲島根郡森山まで海上四町なり、土人の口碑及び也都禮渡日記等を參考するに、陸地(森山村の間を云)境の浦に續きて、中古は僅に小舟往來せしが、後慶長の頃は小船を容るべからざる細流となりし由、是より先、出雲の簸の川宍道湖に入り、渡村以南の内濱に向ひ、大切戸より外海に放ちしを、日野川の流末外濱に迫り、砂塞りて海口を湮する故に、寛永十六年、宍道湖水東流して外江村を漂蕩し、又正德中再ひ此間に溢れ、大に流亡して、終に今の港口をなす。(按に正保圖皆生以北數村を載せず、其後の開墾に係る者なり、夜見村は境村森氏開發して境新田と云、寶永中夜見島の古名を存して、今の名に改むと云)

(米川)　伯耆志又云、米川は日野尻淀二川より分れて、觀音寺村より勝田車尾村の間を過ぎ、境村の西に至り海に入、長五里餘、小川と雖數萬頃の田に漑く、享保の頃郡奉行米村所平是を鑿せしむ、故に米川と云。

皆生

今福原村と合せ、福生村と改む、日野の末、西岸の地にして、弓濱の東堺とす。伯耆志に「天正中の文書に、車尾郷皆生とありて、當時の新墾なり、福原は更に皆生の分村とす、開田に係る文書多し、すべて弓濱の諸村は、近世の新田と知るべし」と述ぶ、又皆生を海池にも作ると曰ふ、海池は恐らくは海部の誤にして、本字は海部なりしを、後世皆生に改めしならん、海池にてはカイフと訓し難し、彼の濱目の稱も海部の義に通す、

(餘戸)　風土記逸文に餘戸里粟島と云、餘戸又海部の假借とす、但し此餘戸は和名抄に見えず、會見郷に併せられしごとし。

粟島

皆生の西一里半、米子の西北一里、今彦名村に屬す、往時は中海の一嶼なりしと云ふも、後世全く陸岸の一丘と爲る、風土記に此を以て少彦名命の故蹟と載せしに因り、新墾の村名に彦名と命しぬ、伯耆志に餘戸島にやと云ふは誤れり。

日本紀纂土傳云、伯耆國風土記曰、相見郡々家、西北有餘戸里、有粟島、少日子命蒔粟、莠實離々、即載、彈渡常世國、故云粟島也、(釋紀)萬[illegible]粟[illegible]、將其少男之狀、蘆也、豈不辭訣而逝之甚哉。○神祇志料云、少名彦神、葦原色許男命と兄弟と爲りて、相並して心を一に力を戮せ、蒼生を殖生しつゝ、此國を作り堅め給ひ、(參取日本書紀古事記萬葉八字拾遺日本後紀)復顯見蒼生及畜産の爲には、其病を療す方を定め、又鳥獸昆虫の災異を攘はむと爲ては、禁厭の法を定め給ひき、是以百姓今に至るまで咸く其恩頼を蒙て、皆効驗あり、(日本書紀一書古語拾遺)又此少名毘古那神は酒を造りし神なり、故亦醫之神と申す(日本書紀釋日本紀)大國主神、少名毘古那神に謂り給はく、吾等が造れりし國豈善成りと謂らむやと宣へば、少名毘古那神は常世國に渡坐き、今會見郡弓の濱

に爲名村あり、粟嵜と云陵もあり。○伯耆志云、粟島は今土人或は略してアジマと呼ふ、今一丘を爲す、上古は海中の孤島にて、出雲國意宇郡に屬せる如し、出雲風土記に「意宇郡粟島、有椎松」なと見ゆ、寶曆の頃まて猶海島なりき、又伯耆風土記逸文の意を按するに、餘戸島にや、山頂に小祠あり、山下の西北に岩穴あり、口廣三四尺許、入ること六間にて屈曲す、其奥は知り難し、昔は寺院もありけるにや、藥師佛を土中に獲たるとあり、又社人宅地を墓前と字し、此に陶器なといづることありと云ふ。

中海（ナカノウミ）　弓濱の西面なる裏海にして、其三方は雲州の地とす、東南隅を米子の灣とす、北東に中江瀬戸ありて、美保海灣に通す、境港は即此瀬戸口にあたる。（出雲國に亜出す）

大篠津（オホシノツ）　今大篠津村と云ふ、粟島の西北一里餘、往時此間に切戸ありて、海水東西に走れりと云ふ今の夜見、富益、和田の諸村は其切戸の址とす。

渡（ワタリ）　今渡村、大篠津の西北一里半、中海の大根島に對す出雲風土記意宇郡蜛蝫島の條に「自蜛蝫島、達伯耆國郡内夜見島、磐石二里許、廣六十歩、乘馬往來、鹽滿時、深二尺五寸許、乾時者已如陸地」と見ゆ。今も此渡は百二十間許をへたつるのみ。

外江（トノエ）　今外江村、渡村の北に接し、中江瀬戸の西口にあたる、出雲風土記に戸江に作れり。

（戸江）伯耆志云、外江は濱之目浦の西の極地にして、島根郡の沿岸森山と、水際わつかに四町を隔つるのみ、出雲風土記に「戸江剗、郡家正東二十里一百八十歩」とありて、其原注に「非島地陸、濱耳、伯耆郡内、夜見島、將相向之間也」と見ゆ。

中江瀬戸（ナカエ）　弓濱の西北極と、島根郡の地を分劃する一條の狹溝なり、長五十町、濶二町より七八町に至る、中海と美保灣とを通ず、其東口を境港とす。出雲風土記、意宇郡江埼の條に「相向夜見島、促戸渡、二百一十六歩、埼之西、入海堺也」と述ふ、促戸渡即此とす、今境の名も「埼之西、入海、堺也」とあるに同し、入海とは中海を指す、瀬戸の東口を以て、入海と外海美保灣の交堺と爲し狀、徵すへし。水路志云、中江瀬戸は、其口は狹く且淺きか故に、小滊船の外は出入すること能はず、又屢水深を變すと云ふ、該瀬戸口の南角オダイバ鼻燈臺より長沙嘴あり、東方に一海里三鏈斗出し、嘴上最淺の所は水深一呎半にして、少く風あれば破浪を見るべし、此沙嘴の北と陸岸の間に、幅半鏈乃至二鏈の航路ありて、境港に通す、境港は小滊船の泊地にして、全く該瀬戸の中とす、大潮升一呎小潮升四分三呎。

伯耆志、外江の水路は、中古まて小舟わつかに往來したる瀬戸なりしに、慶長頃稍狹まり、寬永十六年、出雲簸川宍道湖に入り、中海を經て弓濱を漂蕩し、一所を中斷して切戸と爲したる後、その切戸も淤塞しければ、更に外江の瀬戸を漂蕩す、即正德年中より、此瀬戸復稍大なり云々。

境（サカヒ）　今境町と云ふ、人口五千、米子を去る五里、中江瀬戸に臨み、美保灣の良港とす。○現時規定の境港々域は、燈臺を中心として、一海里半の半徑を有する圓圈の一弧内、及ひ外之江の西端より正北に引きたる一線の以東とす。

伯耆志云、境浦は海湖岸に接して、人家の窗前に來泊す水陸の便其處なり、一邑豐饒にして、常に絃歌歡呼の聲をたたず、山海の景色亦つくせり、昔永祿九年、龜井能登守安綱、雲州の森山村の鈴垂にありて、毛利勢と對抗す、尾高城將杉原盛重濱目浦の士民を誘ひ、安綱を竹内村に招き、兵を以て之を襲ふ、安綱境村に逃れて自殺す其墓今に存す、尼子浪人の一人とす。

大八洲遊記、夜見濱、或曰弓濱、蓋夜見弓語通、訛爲弓或以其彎々似弓耶、橫斷中海四里、幅三十町、土人呼爲大天橋、形如丹波天橋、而其大過之也、寶大沙洲無一小阜、邑於此者、凡十六村、地多種草綿、事漁獵、而此地及境渡二邑、於本國爲大邑、而境邑即洲嘴、與雲州森山村相對、船舶停泊、最爲殷賑。

會見郷（アヒミ）　和名抄、會見郡會見郷。○今車尾村、成實村、米子町等にあたる、弓濱の東南、日野川の西とす、延喜式に相見驛とあるも此とす、古風土記逸文に郡家とあるも同し。

（相見）伯耆志云「相見郡々家西北、有餘戸里、有粟島」と風土記にあり、郡家は觀音寺の邊の如し、而も車尾村の口碑
（長砂）には長砂も車尾の分地なりと云へば、車尾長砂の邊、すべて郡家の鄕内ならん。

車尾（クツモ）　今長砂觀音寺をも倂せ、車尾村と云ふ、之をクツモに假れること、其故を知らず、皆生の南に接し米子町の東郊也。

伯耆志云、相傳ふ、元弘二年三月、後醍醐帝遷幸の時、車尾の深田氏の家に車をとゝめたまへりと、今其家に天皇靈社を建つ、近代伏見宮家より御歌を賜はる、

文保の天皇、隱岐國に移させ給ひける御時、深田なにかしといへる長者か許に、玉躰をやすめさせ給ひて、

春の日のめくるも安き尾車のうしとおもはてくらす此里。

名和氏紀事云、天皇車尾村深田某が宅に入らせ給ひ、當家に數日とゞまりまします間に、御製「春の日の云々」と遊はされける、此處にて御逗留の間に、守護の武士等彼伴ない玉ひし皇女を見あらはし奉り、之を放ち奉りて深田に留む、皇女後に安養寺宮と申す（安養寺緣起深田氏文書）爰より出雲の安來に向はせ、又其處より御船に召して、美保關に着かせ給ふ。（増鏡參考太平記）

米子(ヨナゴ)

(補遺)

今米子町と云ふ、西伯の首會なり、人口一万六千
鳥取を去る廿二里、松江を去る八里。
米子の舊名を[illegible]と云ふ、中海の東南隅にして、松江境湊と云ふ、[illegible]の間、海舶の往来[illegible]なり、湊口は[illegible]島の間とアイロが鼻を以て兩角とし、岩礁散在し、航路狹し。
米子は舊名加茂と云ふ、池田家の時は[illegible]を建置して、在番之を守れり。社寺は[illegible]田神社、心光寺、[illegible]寺等を大なりとす。心光寺は淨土宗、天正年[illegible]より移す、寺名[illegible]元、中村一氏の菩提所と爲し、により心光と改む[illegible]寺は法華宗、僧日長開基、慶長七年、城主中村一忠の本願とす。

米子城址(ヨナゴ)

市街の南に在り、湊山(ミナトヤマ)と稱す、深浦に臨み島状の一丘なり、[illegible]南存す、池田氏の家宰、荒尾但馬城代職を世襲して此に居り、明治[illegible]新後[illegible]城。○伯耆志云米子は古名加茂、其[illegible]山に久米城を築きたるは、慶長年中の事とす、即吉川廣家の經營に係る、關原役後、中村氏入部の初めは、仍尾高に在り、當城の修理せしめられ遂に移る、十四年一忠卒し、[illegible]寺に葬る、翌年加藤右近大夫貞泰[illegible]より移り、(封士四万石)元和三年、伊豫の大洲へ轉す、翌年より池田家の所有に歸せり。
安西軍策云、大山[illegible]院より飛脚を尼子方へ立て、早當國へ向ひ給はば、其[illegible]先陣仕らんと云述、[illegible]然とて打立給ふに、[illegible]々守[illegible]を企、米子町を[illegible]立れば、山中鹿之助は[illegible]隱岐が[illegible]、彼は定て[illegible]を堅むらんに、舟にて夜半押[illegible]不意を打へしとて、小船七八艘に取乘、[illegible]へぞ着ける。(永禄十二年)○伯耆志云、[illegible]太平記に「元[illegible]二年三月、米子城に吉川治部大輔元秀(毛利氏の部下)が楯籠りけるを云々、尼子勝久の將秋上伊織助か[illegible]云々、五百人小舟十餘艘に取乘て米子町に打入けり」民[illegible]記に「六年六月十日、尼子[illegible]久山中[illegible]等云々、米子城主山名治部大夫之[illegible][illegible]なるに依て、富田城主吉川元春云々、其次城(出雲松江なり)を取[illegible]日夜を分たず攻取ふに依り、城中終に[illegible]北し、米子城に打寄む云々、雲州[illegible]伯州へ押渡り、[illegible]山を大に攻む云々、[illegible]岐判官一番に敗北して、本國隱岐へと逃去る云々、城主山名之[illegible]は城中に於て自害す、云々。」(後に慶長年子の亂に、吉川藏人頭廣家富田米子の兩城二十万石を[illegible]川氏に致し、以て毛利家の名跡を債ふ、駿府城主中村一氏[illegible]の[illegible]し、家老横田宗治等東軍に從ひ、功を以て伯州十七万石を一氏の子一忠に賜ふ、一忠幼名大學、稍長して狂暴、[illegible]節なし、宗治[illegible]言を憎み之を斬る、宗治の子主馬其の邑飯山に據りて畔く、而して忠一の家人多く之れに黨す、忠一大に怒り、人を遣はして之を攻めしむ、克つこと能はず、因りて山陰大に亂る、堀尾[illegible]晴兵を出して、忠一を助く、是に於て諸城皆[illegible]ち、主馬火を縱ちて自殺す、家康此の事を聞きて懌びず、殊に其先世の功績を偲び、且つ忠一未だ成[illegible]に至らざるを以て、近臣の首謀者を誅して之を宥む、時に慶長九年なり、慶長十四年、忠一卒す、時に年二十、嗣子なく家絶ゆ。(野史)

宗像(ムナカタ)

今成實村の大字なり、成實(ナリミ)は米子の南部の總名なり、此に延喜式、會見郡[illegible]形神社在り。○神祇志料云、胸形神、卜部[illegible]交は[illegible]に據るに、伯耆國第三[illegible]守にして、永久元年四月、會見神殿及び御[illegible]恐く災に罹るとあるは、[illegible]此神也、[illegible]長砂村ありしを、後今の宗形村に移す。(長砂は今車尾村の中とす)

陰田(インタ)

今成實村の大字なり、米子[illegible]山の南に[illegible]浦にのぞみ雲州[illegible]界に接す。伯耆志云、[illegible]田は[illegible]大田に作る、御埼神社あり、出雲日御埼の神[illegible]なりければ也、貞應元年[illegible]の御教書に大田庄神田と見ゆ、寶治元年の御教書に、犬田莊と見ゆ。

安養寺(アンヤウジ)

(山市場)

今五千石(ゴセンゴク)村の大字山市場(ヤマイチバ)に在り、米子の東一里、時宗を奉し、後[illegible]、[illegible]子内[illegible]王[illegible][illegible]と稱す、寺の御[illegible]像を所藏し、[illegible]傳一[illegible]、安永四年には特に京都より[illegible]の[illegible]を賜り、一[illegible]爲る。其[illegible]の大畧、(いさ不審の事なれど)
當山、會見郡會見山西月院、安養寺[illegible]人[illegible]十[illegible]代、後[illegible]天皇、元[illegible]二年[illegible]國に[illegible]し給ふ時、[illegible]沙汰として、女房は三位局、男房は千種中將忠顯二人のみ、倍從をはろしけるに、第二十七[illegible]女、御[illegible]は[illegible]良親王と同しく、[illegible]子の[illegible]にして、十六歳にならせ給ふと有けるが、天皇に別れ給ふ事を歎かせ給ひ、三位局の[illegible]に御[illegible]て、當國迄御[illegible]ありしに、隱岐國へ御[illegible]にあたりて、武家より人數を改る事の[illegible]なれば、つゝみ給ふに[illegible]なく、終に皇女を此國の守護人[illegible]の[illegible]、本りけるとぞ、然るに 天皇は[illegible]運を開かせ給て、都へ還幸ましける間、御[illegible]を進め奉ると云へども、皇女は[illegible]てより[illegible]、[illegible]給ひ、[illegible]行[illegible]五[illegible]上人、[illegible]行の法[illegible]て、出[illegible]生死の御思ひの餘り、軈て上人の御弟子となり、御飾をおろし給ひて、安養比丘尼と號し給ひ、一字の[illegible]二[illegible]の寺を[illegible]らせ、寺の[illegible]を[illegible]、後[illegible]院の御時、住持の[illegible]尼の[illegible]行なんとしけるに[illegible]りけるに、[illegible]に安養[illegible]より傳へ[illegible]とて、都より八條宮の女房を下し給ひけるが、尼と成り住持す、五代の慈寅宗一房是なり、是故に八條宮より當寺の[illegible]し給ふとぞ、[illegible]王の御[illegible]は更なり、後[illegible]天皇、後[illegible]御[illegible]として[illegible]をならへ、將軍家よりも[illegible]、[illegible]自石を宛行はせ給ひぬ。
伯耆志云、廿七皇女、大日本史を按するに皇子皇女を[illegible]て

三十五人坐して、行第詳ならされども、皇女は十九人あれば男女相交えずしては、此數有べからず、男女共にかぞふれば、第六恒良親王、當年八歳に坐ますを以ても、其年紀の闕論する處明なり、見んや御母所子、文保以前に卒せられたり、然れば此父甚誤れり、又安國上人は位牌に他阿とある全人なり、又後花園院の御附云々、五代の譜實宗一房云々、此御代に八條宮と申すは見えず、紹運錄、陽光院の皇子智仁親王を八條殿と申す、此降誕は天正七年にて、後花園天皇崩御の文明二年よりは、百十年の後なり、宗一房より十代女僧たりしなり、稲田氏か纂記に、寛保の頃十五代女僧の一族爭論し、寺を退轉せしめし事詳なり、さてこの安養比丘尼を、瓊子内親王と定めたてまつる故は、門脇重綾が著述に云、新葉和歌集雜下に

元弘のはじめ、世中みだりがはしく侍りしに、思ひわび、さまなどかへけるよし聞て、瓊子内親王許へ申つかはしける、　中務卿尊良親王

いかでなほ我もうき世をそむきなむうらやましきは墨染の袖、

かへし、　瓊子内親王

君はなほそむきなはてそとにかくに定なき世の定なければ、

と見えたるは、此の安養比丘尼の御事にて、尊良親王は御全腹の御兄に坐して、御親しみも他に異なりければ、此贈答は有しにや云々、

巨勢郷（コセ）

（幡）和名抄、會見郡巨勢郷。○今幡郷（ハタサト）村及び五千（ゴセン）石村なるべし、幡郷の大字坂中に、紀姓巨勢氏の遺墟にやと想はるるもの存す、再考を要す。

太平記に建武二年十二月、諸國蜂起の早馬注進、伯耆の波多野氏あり、今の幡郷は波多野氏の故邑にやあらん、波多野も早川巨勢と共に紀姓の一門、武内大臣の後胤とす。

伯耆志云、巨勢氏昔は河西の坂中村長者原と云ふ地に住居し、本姓紀氏にて、數代の富家たり、其の地名あるは此故なり、系譜を見るに、上古の事知る可からずと云へども、紀姓なるを以て考ふるに、當郡に巨勢郷早川郷ありて、和名抄に載す、これは上古右の兩氏の采地なりし故に、此名あるなる可し、其可枚擧すべからず、巨勢は詳ならされども、馬場村八幡村の相見氏、昔巨勢氏と云ふ、おもふに當家の先祖某、進と稱せし事ありしより、進（シン）の二音紀（キ）の一音よりは便なるか故に、遂に姓に呼びしなるへし、家傳の稱は「高倉天皇の承安二年、紀成康大山權現の社に、金燈の地頭職を納む、爾來凡二百四五十年の間は、事蹟傳はらず、應永の頃（原書に年號を擧げず）進の諸將兵衞紀宗康、（前代の名を繼くもの歟、或は誤寫歟）播磨國主、赤松大膳大夫滿祐か弟、伊豫守義雅か女を娶る、元龜二年二月七日、當家の旅舘次郎兵衞、杉原盛重に屬し、尾高にて某子等を殺ふ、」天正元年二月、進左吉兵衞山中鹿介と京都を發して但馬に入る、是又當家の族なるへし、原書に載せず。

又云、坂中村近宮（ザカナワ）傍に塔の礎有て、一層を建つ、高六尺幅二尺許、中央に南無阿彌陀佛、左行に八幡庄坂中村、右行に紀氏長者の塔を製せり、其の村長氏が先祖也、塔を此には森に作れり、巨勢の下に見たり、承安中の成盛頃、又應永の頃にや、年紀を記せされば知る可らず、塔探の礎石一丈五尺許、中央の孔は三尺許なるへし、堂には阿彌陀佛を安置す、又其長者屋敷は、村の西隣の岡なり、前年掘出す所の大石あり、礎と見て、往古巨屋たるものなり、此地方都て長者原と呼ぶ、此礎の有る地卽進氏の舊宅也、

（中坂）

日野川（ヒノ）

又蚊（ヒ）川に作る、源を日野郡の西南隅、多里（タリ）村の三國山に發し、印賀川を併せ、東北流すること十里餘、武庫に至り北折し、仁部谷川を併せ、會見郡に入り、五千石村に至り、尻焼川（一名法勝寺川）を容れ、車尾村に於て米川の一派を分ち、日吉津皆生の間に至り、美保灣に入る、長凡十六里、

千太郷（チダ）

和名抄、會見郡千太郷。○今古豐千（コホウチ）村、八幡（ヤハタ）村、新印村等なるへし、古豐千に千田の字ありと云ふ、日野川の東岸、蚊屋郷の南なり。八幡村に舊家相見氏ありとて、伯耆志に此は相見郷の地ならんと述ぶ、今從はず。

相見八幡宮（アヒミハチマングウ）

今八幡村大字東八幡（ヒカシヤハタ）の馬場（ババ）に在り、西伯の名祀とす、西八幡村は今五千石村に併せらる、近世社田三十四石。

伯耆志云、馬場八幡は東西八十間南北五十間、官道に傍ひて三方は松杉竹林繁茂せり、古來上下崇敬にして、郡中無雙の社なり、社傳を考ふるに、古は川西長者原村に鎭坐ありし趣なり、古棟札に天永と云ふ文字あれば、其以前武家の建立せし社なるへし（恐らく巨勢進氏が祖の草創なるへし巨勢の下見合す可し）當社の神主は往古相見氏にて、後醍醐天皇の綸旨、又武士の寄進狀等數通藏しけるが、天正十七年、當主左京亮盛宗罪有て吉川氏に改易せられ、以後内藤氏神主を命せらる。

但馬國土田一分地頭職依軍功之賞巨勢家感可令知行者

綸旨如此悉之

元弘三年五月五日　勘解由次官　判

巨勢氏卽相見氏にして、盛は盛の誤なるへし、是は船上山行在の綸旨にて、藤原光守の奉書とす、

伯耆國會見郡別宮地頭職依軍功之賞巨勢家感可令知行者綸旨如此悉之

元弘三年五月五日　勘解由次官　判

かくて、當國名和氏亡び、山名管領の頃の一篇、

寄進相見八幡御寶前

伯耆國久保田庄内三谷村地頭職事
右於彼者天下泰平殊當國凶徒對治者偏所奉憑當社加護也仍寄進狀如件
建武五年六月二日　前伊豆守源時氏　判

久保田庄は今亡びたりと雖、三谷は日野郡に其名存す、

美作國倉庄地頭職爲勲功賞相見五郎左衞門尉宗國可令知行者
天氣如此悉之
興國元年十月十七日　右少判

興國の綸旨は後村上天皇の時にして、足利強盛の頃、此家遠境に在ても猶南方に與力し奉りし事と見えて、嘆美するに餘りあり。

新印

今王子村と改む、八幡村の東南に接す、東鑑に日野郡新印郷とあるは此歟と疑はるれど、伯耆志に辨して日野郡別に新印ありて、彼地名を此に移すとぞ、曰く「新印藥師堂は昔日野郡の新印郷村（今溝口村の邊なり）に在りしを、彼地の武士眞野氏日下郷に移り來りし後、此に其佛堂を移す、新印郷は後福永と改む、日下瑞仙寺古文書に

伯洲日野郡下新印村、開印山慈光寺藥師堂、住持之事天寶梵珎藏主、京都田舍公私、於忠節、地下用人、無比類間、眞野隱岐守、全宗鎭入道、瑞仙寺前惣持依定申、全爲無縫所之事候間、御公用段錢役夫已下、内裡段錢并外於御公事、不可有其煩、爲代々之任所、修造勤行條可被專者也、爲後日證狀如件
寬正元年二月吉日　眞野隱岐守　重成
宗鎭

日下郷

和名抄、會見郡日下郷。○今縣村及び吉諸村是なり、千太郷の東南にして、大山の麓とす、縣村に日下の大字のこる、或は久坂に作る。(久坂)
伯耆志云、久坂に鍛冶屋敷あり、刀工安綱の居れる地にや。○太平記云、伯耆國會見郡に大原五郎大夫安綱といふ、鍛冶一心清淨の誠を致し、きたひ出したる劔あり、時の武將田村の將軍に是を奉る、此は鈴鹿の御前田村將軍と、鈴鹿山にて劔合の劔是なり、其後攝津守賴光之を獲て、鬼切丸と名く　○工藝志料云、嵯峨天皇の後字に、劍工安綱あり、伯洲大原邑の人、能く刀を造る、其の巧衆に超ゆ、人これを稱せざるなし、仁明天皇御宇、伯耆の劍工眞守といふ者あり、安綱の子なり、眞守父の業を襲ぎ、能く刀劍を造る、而して其の巧父に劣らず、安綱眞守出てしより、諸國の鍛冶是の爲に始めて眼を拭ふ、是より後諸國刀劍を造るの巧、並に進歩す、此の際山陰道諸國は外寇に備ふる事あり、劍を作るの名匠因て伯耆より起る歟、貞觀九年、清和天皇勅して出雲伯耆の二國の守以下皆帶劍せしむ、爾來邊要の國司は奏請して帶劍するもの多し、諸國の劍工其の需に應して劔を作る、是に於て刀劍の鋭利なる者、漸諸國に多し、承平天慶年間平將門藤原純友亂を東國西國に作す、平貞盛といふものあり、英武衆に超ゆ、伯耆の眞綱の造る所の拔丸と稱する劔を以て、賊將門を誅戮す、貞盛の子孫之を傳へて寶器と爲す。

按に山陰山陽に刀劍の工匠盛興したるは、鐵坑の此地に多かりしに由るなとし、古刀銘鑑に眞守の作に「大原眞守造」と鐫れる由見え、行吉作にも「伯耆國大原住人行吉曆應二年」とあり、守眞作には「大原住守眞作天文口口」と見ゆと曰へり、今吉諸村に大原の字ありて、久坂の東南大山の下とす、此にや。(大原)

瑞仙寺　伯耆志云、久坂瑞仙寺は竺翁和尚の開基、山名兵部少輔敎之の建立なり、敎之は倉吉城主熙之の子也、古文書

伯耆國久坂村圓福寺、并瑞仙院領等段錢以下諸公、所奉免除也、然者彌專勤行、可被全執務之狀、如件
永享十一年九月二十八日　兵部少輔判

伯耆國會見郡二宮庄、福万分本領之山内、上者山陰之小關山、下者限河内爲、而爲竹管之菩提、奉進寸瑞仙寺者也、若於子々孫々、有違犯之輩者、可爲不孝之仁候、仍爲後證、寄附之狀如件
于時文明四年壬辰仲春念三日　之定　判
瑞仙寺侍衣閣下

福万村の内を寺領に加へしものなり、朴翁詳ならず、但し太平記に、足利直冬山名時氏に與力して、南方に降參せし時、吉野に遊和軒朴翁と云ふ人ありて、之を評判せし事あり、

寄進
伯耆國相見郡賀祥寺新寄進事(下地目錄別紙有之)
右志趣者、爲玉府盛蕊菩提所、奉寄進也、然間諸役諸段錢以下、悉爲高除令免許訖、早可被全所務之狀如件
文明九年閏正月十九日　元之　判
瑞仙寺

洞上聯燈錄によれば、竺翁仲仙、薩摩人、壯歲出石州長善寺、受業天海和尚、出遊諸州、復省天海於伯州圓福寺海悅其悟解、附衣盂、嗣其席、伯州太守原重成、創瑞仙寺、迎仙爲開山一世、文正元年、相州牧源教之、施田園若干、永轉寶輪」と、瑞仙寺は圓福寺の末院にして、眞野隱岐守重成の創建とす、

(瑞仙寺古鐘銘云)　備前國和氣郡金剛院
建治二年子十二月四日　冶師河内權守鑄之
勸進遍照湛阿大德　第二番金剛佛子道照
元應元年乙未十二月十九日
草河部之延綱鑄之
日本中國山陰道西伯州會見郡二宮之庄久坂山瑞仙寺第四代石庵周琮和尚買求置之今六世之孫大年總成建

改此銘
天正十三年酉五月十六日
松本與三郎此銘鑿開

福萬 今石州府河岡と共に、日下に合せて縣村と改む、此地及ひ吉壽村の丸山に、大神山神社の舊址ありと云ふ、尾高の條を參考すへし、福万丸山等の地は二宮庄と稱す二宮大山神社の社領なりし❍とし、大山寺の西麓とす。

細見郷

和名抄、會見郡細見郷。○今大幡村、及ひ日吉村なるへし、大幡に細見の大字のこる、日下郷の西南に接し、日野川の畔也。

岸本 今押口、吉定、立岩、細見なと、相併せ、大幡村と改稱す、米子を距る二里半、作州に赴く通路にあたる。

眞野 今久古、清原、番原、福岡等と合同して日吉村と改む、岸本の東、大山の麓とす、新印井に瑞仙寺の條下に見ゆる眞野隱岐守重成は、此地の在名を唱へしにや。(今日吉吉壽の二村は日野郡の所管とす)

久古 今日吉村の大字とす、集古文書中に古驗あり。

伯耆國大山寺西明院雜掌申、同國久古御牧地頭職事、早任今月十七日御教書之旨、可沙汰致雜掌之狀如件
應永十年六月廿日
佐々木信濃入道殿

寄進伯耆國久古御厨事(永享年中の文書には日野郡)
右於當所者、令寄附之上者、可令知行之狀、如件
觀應辛丑五月　前伊豆守(山名時氏)
西明院衆徒中

尻燒川 上長田村の大木屋山に發源し、北流法勝寺を過き、法勝寺川の名あり、天万の小松谷川を併せ、東尾の南に至り日野川に入る、長凡六里。

安曇郷

和名抄、會見郡安曇郷。○今尚德村是なり米子の南東一里餘、尻燒川の畔とす、大字安曇存す、安曇は名高き海部族の稱なるが、其此地にあること不詳。

天萬郷

和名抄、會見郡天萬郷。○今手間村、天津村是なり、安曇郷の南に接す。郡郷考云、節用集手間關、タマノセキとあるは、此なり、又三代實錄「元慶八年、伯耆國天乃神」とあるも天万の誤なるへし、手間山は伯州と雲州の堺とす。

手間 米子の南東二里、小驛なり、二部驛に通す、天間山は手間宿の西三十餘町に在り、手間剗と云ふも、其山に遺址を傳ふ。

手間山 今天津村に屬す、出雲能義郡安田村に跨る、(安田に關と云ふ大字もあり)出雲風土記に「國東堺手間剗」とあるもの此に在りし也、又古事記云、

大穴牟遲神之兄弟八十神、怒欲殺大穴牟遲神、共議而至伯伎之手間山本云、赤猪在此山、故我共追下者、汝待取若不待取者、必將殺汝云、

伯耆志云、手間山は絶頂に松樹あり、岩坪山とも呼ぶ、又要害とも云ふは、往古城あれば也、山中南方に小祠あり赤岩權現と稱す、蓋赤猪石の故事を以て名つけしならん、伯耆民談記に、大永年中、尼子經久數万騎を率して當國に入り、山名の領内天万其外を攻落したる事見ゆ、陰德太平記に、永祿八年毛利の大軍來攻の時、當城の兵は逃亡す、其後何頃に廢せしや審ならず、此山はのぼり凡八町と曰へり、又この山中の赤猪石は、林間に在りて、今は九分通り土中に埋み、上に平石を置き、全形明ならず、田裏日記に手間山に奇石ありしを、享保の頃伐取りて石材とし、今はなき由記せるは非なり、雲玉集にも「手間山の赤猪の跡の見るへきを何くたきけんあたら此石」とあるも、上說に因れるなり。

清水川 今福成と相并せて、天津村と改たむ。伯耆志云、清水川村に自然の淺井あり、上に椋木生す、名水なり、土人の說に太古、蚶貝比賣、蛤貝比賣、大己貴命を蘇生せしめ給ひし所にて、時に彼貝の粉を此水に和して塗らせ玉ふ、是より今に此水は白色を帶ふとぞ、蛤液に似たる看あり、井の周り凡五間。

星川郷

和名抄、會見郡黒川郷。○今賀野村是なり、天萬郷の東南とす、一村一谷を成す、伯耆志に淺井村に星川山龍正院と號する修驗あり、蓋星川郷の遺號と述ふ、淺井は賀野の大字とす。

高姬 今賀野村の大字なり、三代實錄、元慶七年授位の當國天照高日女神所の在地にあらすや。

小松谷 賀野村の一稱なり、其溪澗を小松谷川と云ふ、又伯耆志に賀野の御内谷雲光寺の條下に、此禪院は明德頃の建立にて天眞自性和尚の開基とす、其後尼子經久中興しける趣なり、古證文あり
伯州會見郡小松村之同寺領坪付之事云々(中略)
天正五年丁丑十一月七日
とも見ゆと曰へり。

鴨部郷

和名抄、會見郡鴨部郷。○今法勝寺村、大國村及ひ長田村なるへし、天萬郷の南尻燒川の上游なり、郡郷考に東大寺古文書を引き、神護景雲四年會見郡賀茂郷とある此歟と曰ふ、鴨部は法性寺驛の南に大字存す。

法勝寺

村名なり、米子の南二里半、山中の小驛なり八幡宮并に神宮寺ありて、郡中の舊祀と想はるゝも由緒明白せず、其法勝寺又經久寺と云ふは、神宮寺の別號と云ふ、後轉して村名となりぬ。

伯耆志云、法勝寺村の經久寺は山腹に在り、尼子經久の菩提寺なり、久經は文天十年十一月八十四歲にて卒す、然るに此寺牌に元龜元年とするは、死後廿年の忌日に安置したるや明白なり、古證文多し、神宮寺(永祿八年卯月)經久寺(永祿十二年)と二樣并ひ存す、法勝寺の内經久寺とあるもあり、(永祿十三年)云々。

長田（ナガタ）　今上長田、東長田の二村に分つ、法勝寺村の南なる谷奥に在り、山嶺を以て日野郡の二部谷、印賀谷と相限る。東鑑建久元年の條に「大宮人兆藤原奉朝、當御祈年同、且為當申、伯耆國長田庄得替事」とあるは、此地、古人今に長田の名のこる、不審、また出雲千家文書

出雲國造之所六郎貞孝、去六月十九日、伯州溝向長田城、於搦手致合戰之條、同月廿日、同溝向小松城、大手致合戰抽忠節之條、若黨高木又次郎右足被射候畢、（中略）

建武三年七月日　承了（佐々木高貞）

半生郷（ハブ）　和名抄、會見郡半生郷。○今詳ならず、半生は當にハブと讀むへし、埴生土生と同義の語なるへし。

伯州道中　生田　精

村護野際夕陽除、古禁吹燈暮色催、鬧鼓居高尺許、漁唯西日種入參、幾條淨水一村家、三□來久白沙、到處秋晴田野潤、西風一路木棉花。

日野郡

日野郡（ヒノ）　西伯郡の南、即日野川の上游なる大山谷を占む、今面積凡三十六方里、人口三万五千、二十九村、其治所は二部（ニブ）に在り。

日野は和名抄比乃と訓み、日野郷あり、蓋てふ地名は出雲にもあれば、彼より移し來れるならん。本郡は山中人烟稀疎、唯鐵を以て名產と爲し、會見郡の綿と併稱せらる、近時の鐵鑛は每年數十万貫に上る、備後と相併ひて中國鐵の本據とす。

阿太郷（アダ）　和名抄、日野郡阿太郷。○今詳ならず、溝口などの邊歟と想はるれど、徴據なし。

溝口（ミゾグチ）　今溝口村と云ふ、日野郡の谷口にあたる山驛なり、米子を去る四里、會見郡細見郷の南に接す、大山の西麓とす、往時は此邊を新印郷と云ふとも傳へり。

野上郷（ノガミ）　和名抄、日野郡野上郷。○今野上村、二部村是なり、旭村も之に屬す、溝口の西南にして、一山谷を成す、二部谷とも云ふ。

二部（ニブ）　今二部村と云ふ、山驛也、溝口を去る二里、本郡々衙此に在り、小邑、たゝ鐵鑛の名產たるのみ。

福居（フクヰ）　今野上（ノカミ）村の大字なり、鐵坑あり、其產出の黃鐵鑛の結晶非大なる者、方形にして骰子のごとく、直徑三寸に及ぶものあり、本邦第一の奇品と稱せらる。（地學雜誌）

武庫郷（ムコ）　和名抄、日野郡武庫郷。○今江尾（エビ）村、神奈川（カナガハ）村、根雨（ネウ）村等なるへし、神奈川に大字武庫存す、霧とも書したり、野上郷の東にて、日野川の谷に居る。

江尾（エビ）　又江美に作る、今江尾村と云ふ、溝口の南三里、小驛なり。○安西軍策云、伯州江美の城主、蜂塚右衛門尉は、先年尼子を背き元就へ一味しけるが、如何思けん永祿七年、又尼子へ成敗る、毛利家へ此由聞えければ、杉原播磨守盛重に蜂塚伐へき由下知有、八月五日に三保關より舟に乘押渡る、夜半に蜂塚か館へ押寄、放火しければ、敵は館を明退く城に引籠、終に今は叶間敷とて、腹搔切て失にけり。

根雨（ネウ）　今根雨村と云ふ、江尾の西二里、二部の南一里半、小驛なり、板井原（イタヰハラ）宿は根雨の南一里半、四十曲峠の下に在り、伯州より作州に赴く隘路にあたる、四十曲を踰ゆれば、新庄驛とす、四十曲の南は、備中大佐山に連接し、伯作備三州の交堺とす。

（板井原）

四十曲峠（シヮフマガリ）　安西軍策云、天正七年、吉川元春、伯州八橋より美州新庄へ做陣し給ふに、宇喜田和泉守直家、一万餘騎にて美作に發向し、又蒜山を取誘ひ、□山付□を攻めんとする由到來ありて、即八千余騎を率し、同八月二日美作國へ入給所に、直家美作表を引拂ひ、備前岡山へ打入たりと告來ければ、四十曲の邊より引返し、それより雲州富田へ立越、伯州表の□□給。

金持（カモチ）　今根雨村の大字と爲る、或は加持に作る。（伯耆志云、金持氏は東鑑に見ゆ、此地の豪族たりしと傳えたり、太平記に汗入郡船上山の官軍の中に「先本國には大山の衆徒七百餘騎、金持黨三百餘人」云々と見え、又船上山より京都へ還幸の條に「金持大和守景藤、錦旗を指て御左に候す」云々と見えたり、今も此村に古城址あり、大日本史に長谷部信連傳云、信連、平氏滅後、守伯耆、賜金持、文治二年、賴朝召至鎌倉」と、これは長門本平家に據れる也。

日野郷（ヒノ）　和名抄、日野郡日野郷。○今黑坂の南なる□し、黑坂に日野氏の遺ありと云ふこと、最も□するに足らん、武庫郷の西南に接す、渡（ワタリ）村に日野□ある大字あり。

日野氏は、東鑑、寬元二年、日野六郎長用あり、伯耆志に日野三郎義行、子息又二郎貞泰、その裔者に河口刑部三郎義貞以下十餘人船上山へ馳參する由見ゆ、「其中に平氏、日野太郎播磨守長門、長門權守」と曰へり、當時郡中の大名なりしを知る。

黑坂（クロサカ）　今黑坂村と云ふ、根雨の西南二里、又山驛とす、慶長元和の際、關氏の城下町たりしことあるも、其後廢して陣屋ありしこと數世に及へりと云ふ、□上郡

（黑坂城址）

燈錄に、曉水の比、伯州黑坂城主某氏、泉龍寺を剏め、珍目和尙を鼻祖とする事見ゆ。○伯耆志云、黑坂は日野氏の居とす、伯耆卷舒上錄等に、日野三郞義行とあり、其子又三郞義泰と云ふ、民談記に、義泰を天正年中の人とするは非なり、慶長十五年、關一政五万石を賜り、此に居城し、元和三年家斷絕す、池田家に及ひ、家臣福田某世々此に居り、陣屋を預る。（關氏は伊勢鈴鹿郡より移轉）

中營は今黑坂村の字にのこる。伯耆志云、中營村不動岳あり、陰德太平記に、如來堂とあるも此地にて、堂の址存す、今も山上の窟中に不動明王の像あり、民談記、大永四年、尼子經久富國に切入り、米子淀江天萬尾高不動岳の城々を一朝に攻落すとあり、又陰德太平記に、永祿七年、尼子義久毛利と戰ふとき、毛利勢は不動岳の麓なる、如來堂に香川光景陣したるを、尼子方にて打捕りたること見ゆ。

神戸郷（カムベ）　和名抄、日野郡神戸郷。○今福成（フクナリ）村、石見村などの地歟、福成に神戸上（カトカミ）の大字遺る、神戸をカトとよむは、後世の訛なるへし、又審。

石見（イハミ）　黑坂の南、備中堺の山谷にして、今福成、石見、福榮（フクサカ）の三村に分つ、其溪澗は北流霞村に至り、日野川に入る。

霞（カスミ）　今霞村と云ふ、黑坂の西南三里、宮川、小原川此に相會して、日野川と爲る、石見村の北に接す。

宮內（ミヤウチ）　今宮內村と云ふ、樂々福（ササフク）神あれば、其名起る。伯耆志云、相傳ふ、孝靈天皇、備中の盤鬼帥を征したまふ時、此地に巡幸あり、皇后細姬此に崩すと、天皇にはあらず、吉備を征したまへる稚武彥にや、細姬とあるも稚武彥の姬なるへし、從替の名は上古從もて屋根をふけるに出つと、永祿二年の棟札には、領主尼子右衛門督晴久の名あり、其供僧を神宮寺金剛院淸淨坊と名つく。

（樂々福社）

崩御（ホウギョ）山は宮內村と山上村の間なる橫嶺にして、半腹に樂々福神の墳墓と傳ふるものあり、方三尺或一二尺許の石をたゝみて、周匝二十間の塚を成せり、古木蔚々たり。（伯耆志）

多里（タリ）　今多里村と云ふ、宮內の西南にして、日野川の源とす、其西に三國山あり、伯耆出雲備後の三國交界にあたり、其北に船通（センツウ）山あり、伯雲二國に跨る、南は一嶺を踰ゆれば、備後の奴可西條の山中に通すべし。（船通山は出雲の仁多郡の鳥上峯に同し）

笠木（カサギ）　今茶屋、佐木谷等と合せて山上（ヤマカミ）村と改む、宮內の北にして、小原川の谷なり、伯耆志に應永十五年文書に、日野郡笠簡郷樂々福神領の事見ゆ、又佐木谷の南に葉侶と云ふ地名のこる、此邊即和名抄の葉侶鄉なりと述ぶ。

葉侶鄉（ハロ）　和名抄、日野郡葉侶鄉。○今山上村、宮內村の邊を云ふごとし、笠木の條を參看すべし。

阿毘緣（アヒレ）　今阿毘緣村と云ふ、山上の北にして、印賀谷の奥とす、此村に日蓮宗解脫（ゲダツ）寺あり、享保年中、池田家より寺領三十石を附與せられしことありて、堂塔尠少ならず。阿毘緣は阿志毘緣（アシビレ）の訛なり、出雲風土記に「仁多郡の東は伯耆國日野郡堺阿志毘緣山に過ふ」とある其山麓の里とす、其緣字は綠の誤とす。

印賀（インガ）　霞笠木の北なる一山谷にして、雲州能義郡及ひ仁多郡に堺す、其溪流は東走して日野川に入る、阿毘緣は此谷の西盡に位置す。印賀の鋼鐵（ハガネ）は、日野の諸礦中、特産の名あり。

出雲國

出雲國（イヅモ）　東は伯耆、西は石見、南は備後、北は海に至る、地勢、南方は山嶺盤層し、能義、斐伊、神門の三河水此間に發源し北流す、島根一帶の地脉は其北方に橫臥して、外海を屏障し、其中間は蒼茫として江湖田疇の相連るを識る、山陰第一の豐美の國とす、面積凡一百八十方里、六郡一市を置き、島根縣廳の所治に屬す。

出雲は和名抄以豆毛と註し、多く古書に見ゆ、本國天平五年撰造の風土記を傳へ、萬聞貴說願考ふべし、其建置を說くや曰く「所以號出雲者、八束水臣津野命（ヤツカミヅオミツノ）、八雲立詔之、故云八雲立出雲」と而て記紀の所傳に參考するに、臣津野命は須佐之男命の四世孫なれば、「出雲八重垣」の詠歌ありしによりて、臣津野命の更に出雲國と定められし者のごとし、此に八雲立詔と云ふは彼八重垣の一章を指せるや疑なし、然れとも出雲の語は須佐之男命御詠の當時、已に此地方の總名にして、廣く指して出雲國とは曰へりしに似たり、後世出雲郡、出雲大河、出雲山、出雲鄉の類、皆總名より取りし屬名に過きず、又出雲の名義を按するに、雲字は毛の假借にあらずして、古言雲（クモ）を毛と呼びしならん、（イツクモの中略にあらず、又雲字に毛の字音あるにあらず）されは出雲の地名に寄せて「八雲立、八重垣」の旨意も其章を成せりと雖、出雲の地名は彼御詠以後に起りたる稱號にあらさるべし、從ひてイツモとは出雲（イツは嚴の義）の字義と相契合するや否は、明斷を缺く、名義不詳

（根堅洲國）

出雲は伊弉諾伊弉冉二神の大古より、多く事蹟を傳ふ、比婆山、黄泉比良坂（一名伊賦夜坂）最早く著れ、須佐之男命に至り、根之堅洲國の名見ゆ。古事記云「伊邪那岐大神、須佐之男命に何とかも、汝は事依させる海原の國を治さずして、哭きいさちると詔りたまへば、白したまはく、僕は妣の國根之堅洲國に罷らむとおもふが故に、哭くと白したまひき、又云、大國主神、須佐之男命のましませる根堅洲國に參向て」云々、此根堅洲は出雲に同しきこと、前後の文意を推し、一書中に相錯互出せるにて、之を證明すへし。日本紀は稍此傳を異にす、

素戔嗚尊、是性好殘害、故令下治根國、又一書曰、素戔嗚尊不治天下、對曰吾欲從母於根國、只爲泣耳、

素戔嗚尊、遂就須賀宮、遂就於根國矣、又一書曰、素戔嗚尊、居熊成峰、而遂入於根國者矣、

など、根國を指し人の死して靈魂の歸する處と爲す、從ひて「泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歟」の註説さへ交り、釋記に「根國、弘仁私記曰、謂黄泉也」とも見ゆ。凡是等の古傳、皆神人混同の説話に屬し、歷史現論を以て一律に觀察すへからずと雖、太古人物の史傳の痕跡を求め、根之堅洲國を出雲に同しと云ふも、亦可ならずや。

（根國）

根國一名黄泉と云ひ、伊邪那美命須佐之男命のまします國を指すとの註説は、書紀にも見ゆ、（之を死後の歸處と爲すも亦一説なり）其根國即嶺國の謂にして、後世島根郡の遺稱あり、之を徵證するに足る。又黄泉の夜見は、島根の東に夜見島あり、今に至るも弓濱の稱のこれり。堅洲の語も岸磯の義歟、亦地形に合へり、出雲は古國と雖、本邦々域の上より見れば、新羅國に對向せる海隅と爲す。

出雲の諸神は、大穴持神を以て盛大とす、謂ゆる所造天下大神是なり、此素戔嗚大穴持の諸神の族黨を、近時の語に出雲神族と云ふ、出雲神族が天下を皇孫尊に讓し奉りて、身を退けたる事蹟は、神代史中の大関節とす。此奉讓退身に當り、天穗日命、其子天夷鳥命其事に與り、遂に出雲國造の祖と爲る、古事記云「天菩日命之子、建比良鳥命、此出雲國造之祖也」、神代紀云「天穗日命、是出雲臣、土師連等祖也」、（姓氏録之に合ふ）國造本紀「出雲國造、瑞籬朝、以天穗日命十一世孫、宇迦都久怒定賜國造」（杵築大社の條下に詳にす）

（雲州）

出雲を中世より雲州と修したることあり、又雲前、雲後の稱呼ありと云ふも、未た明據を得ず。

懐橘談（承應年中撰）云、俗間に出雲國は縁結びの神と云ふこと如何なる故にや、分明ならず、抑伊弉諾伊弉冊の二神は、日域男女の兩元なれば、此陰陽の神を云ふならん、夫婦は人倫の初なれば、神力の助あるべし、人爲の態にあらず、（俗説辨云、近世の諺にかたらひ侍るは、十月出雲の大社に諸神集りて、男女の縁を結玉ふと、是は僞なり、常陸帶の事を取違たるものなり）又八雲御抄に、十月は神無月にて、出雲國には鎭祭月と云ふと見ゆ、此國にて十月を神在月と呼ふことと、神道の常談なり、吉田の兼好法師の書たりしは、

十月を神無月と云て、神事に憚るへき由は記したる物なし、但當月諸社の祭なき故に、此名ある歟云々、

詞林采葉抄に曰く、

一天下の神無月をば、出雲國には神在月とも、神月とも申也、我朝の諸神參集し給ふ故也、其神々來臨の時、出雲の浦邊に、小童の作れる如き笹舟、波の上に浮ふ事數も知れず、其神在の浦は、不老山と云ふ邊に、佐陀明神立ちたまふ、是則ち傳奏の神にてます、大社は杵築明神なり云々、

此説も證據なし、篠舟の浮ふと云ふことを今尋ぬれば、しかとあらず、又佐陀神社縁起を見侍りしに、異國の諸神、當社へ來り集ること、須佐の南方に當國、同じ日本國中大小の諸神、毎年十月に、必當社へ來り玉ふ、十一日より廿五日に至るまて、散退したまはず、又毎年此國より獻上る二蛇あり其形は常の蛇と異なり、海に來迎をまつめ、箱のごとく是をつゝみて、惠曇の津に着岸す、今小浦の伊奘諾濱と云ふ地也、蛇の背に龜甲の文あり。

又云、此國に八雲立八重垣の際に立よれば、歌よむ人も多かんめれと思はるゝに、然はなくして、正風衰へ律呂も亂れて、今は全く衰へたり、近比只拍子と云へる事を、久仁と云ふ者が舞出したり、古の白拍子の流にや、初めは僧衣を着て、鉦を打、佛號を唱て念佛踊と云しに、其後名古屋山三郎と云ふ者、久仁に刀をさゝせ、頭を包みて早歌を歌へ舞せければ、是を歌舞妓と云ふ、當浮子此事を懼禍に語りて、世の風俗の質を崇めば、惟高は是れ胡國の天魔舞に似たりと申れしとも、彼歌舞妓の歌に「比太の横田の若苗」と諷ふも、皆此國の地名なり、（比太は能義郡にて横田は仁田郡なり）寛永年中に官之を制禁したまふ、又小童を女の形に出立せ舞ける程に、いよいよ男色にふけりて淫風甚く、今は小童の舞をも停止せしめらる。

能　義　郡

能義郡　出雲の東偏にして、伯耆の西伯郡（會見）に堺す、郡界は山海錯合して、伯太飯梨の二川の谷に分つべし、今二町十四村、人口四万、面積凡二十二方里。

能義に和名抄乃木と註し、風土記には意宇郡内の地とす、延喜式已に能義の郡號あれば、天平以後、延喜以前の分

置とす、郷名野城より轉したる也。懐橘談に「能義郡は一に能美に作る、天穂日命の裔孫、土師連の祖野見宿禰の邑なれば云々」と論すれど、從ひ難し、古書たまく能美に作るは誤謬に出つ、正保國圖には能儀に作る。

屋代郷（田る）

和名抄、能義郡屋代郷、○今島田村なるへしと云ふ、郡の東北端にして、伯州に堺し、米子深浦に臨めり、國郡考には、屋代郷、今安田村歟とも云ふ。

風土記云、意宇郡屋代郷、郡家正東卅九里一百二十歩、天乃夫比命御伴、天降來坐、伊支等之遠祖、天津日子命詔、吾靜將坐社詔、故云社、神龜三年改字屋代（この地の神社今所傳なし、不審、夫比命は、延喜式に、意宇郡天穂日命神社とあるに當る、延喜式と風土記を對比するに、天穂日命神社は野代社とあるに當り、野代社は二社を並載すれば、其一社はヤシロと訓みて此なる屋代郷の神とす、風土記の諸鈔注に、此に論及せるものなし、式社の諸考證にも、此神社の所在を誤る）

吉佐（支布佐）（門江濱）

今島田と合せ、伯州會見郡堺に接し、米子深浦に臨めり。風土記「意宇郡、不在神祇官十九所」の一なる支布佐社は此地に在り、支布佐を吉佐に訛れる也、門江濱は今島田村の濱を云ふ、吉佐の西に門生の名遺れり。風土記云、門江濱、伯耆與出雲二國堺、自東行西、粟島有椎松、多木小竹、眞埼木蔦、砥神島周三里一百八十歩、高六十丈、有椎松莠草木也、加茂島既礒、子島既礒」と、此なる粟島は今會見郡彦名村の粟島なるべし、米子深浦の北岸に在り、砥神島は島田の半島状の陸角を指すごとし、加茂島子島は今アイロ鼻の附近にある岩嶼を指すごとし。

安來郷（砥神島）

和名抄、能義郡安來郷。○今安來町是なり、島田の西に接し、伯太川の末にして、中海に臨む。

名和氏紀事云、元弘二年三月、隱岐國へ御遷幸、（中略）出雲の安來より御船に召て、美保關に着かせ給ふ、（増鏡太平記）但し増鏡には、安來より直に隱岐に渡り給ひし由に云へるは、違へり、古へ隱岐渡海には、安來より美保關に至り、此處にて順風を待し趣、諸書に見えたり、其頃は今の境村の海口は開けずして、粟島の北にて海水内外に通せしかば、其邊を往來せしなり。

安來（屋杉）

安來港は、伯太川の河口の東なる小澳にして、民家一千、松江米子間の小繁華なり、安來は中世八杉また屋杉に作る。

太平記云、曆應三年四月一日、山名伊豆守時氏、子息右衛門佐師氏、三百餘騎にて出雲國屋杉の庄に着き給ふ、則ち國中に相觸れて、高貞が叛逆の間、誅罰せんために下向するよしを披露す。○中國治亂記云、天文十一年五月、八杉浦より舟に乘り、阿陀加江といふ處にて、大内の養子の家督、大内新介晴持は舟を乘沈めて逝去す、此人の死骸を浦の者とりあけ、首をとりて富田へ送りければ、亡靈荒れて浦の者を割し殺し光物飛ひめくり、往來の人を惱しける間、神に祟め新宮と號して、錦の浦といふ所にあり、此人は土佐の一條政房家嫡の一男なりしも、義隆養子として、公方一字を賜はり、晴持と改名して、今年十九歳、花質紅顔美麗にて、比類なき兒なりき。

（毘賣埼）風土記云、意宇郡安來郷、郡家東南二十七里一百八十歩、神須佐乃烏命、天壁立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來也（按に安來は黒田驛家の正東と云ふべく、東南と爲すべからず、又此郷名は東鑑「元曆二年、以出雲國安來郷、令寄附于日御社神料」とも見ゆ）風土記又云、安來郷、北海有毘賣埼、飛鳥淨御原宮御宇天皇御代、甲戌七月十三日、語臣猪麻呂之女子、逍遙件埼、邂逅遇和爾、所賊不皈、爾時父猪麻呂、所賊女子斂毘賣埼上、大發憤、號天踊地、行吟居嘆、晝夜辛苦、無避無所作、是之間經歷數日、然後興慷慨志、磨箭鋭鋒、撰便處居、即擡訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬、並當國靜坐三百九十九社、及海若等大神之和魂者靜、而荒魂者、皆悉依給猪麻呂之所乞、良有神靈坐者、吾所傷助給、以此知神靈之所爲者、爾時有須臾而、和爾百餘、靜圍繞一和爾、徐率依來、從於居下、不進不退、猶圍繞耳、爾時擧鋒而刄中央一和爾、殺捕已訖、然後百餘和爾解散、殺割者、女子之一脛屠出、仍和爾者殺割、而挂串立路之垂也、安來郷人語臣等之父也、自爾時以來至于今日、經六十歳。○按に毘賣埼は安來の十神山の礒にあり、語臣と云ふは舊事を語誦して後人に傳ふる家として、語部の統領とす、姓氏錄に天語連と云ふも、之に同し、和爾とは虫類の鰐にあらず、鮫の一種のみ、中海を參考すへし。

伯太川（井尻川）

井尻川とも云ふ、郡の南境赤屋村草野の山中に發し、北流七里餘、安來町の西に至り、中海に入る、飯島は安來に屬し、伯太川の河口西岸に在り。○風土記云、伯太川、出仁多與意宇二郡堺葛野山、流經母理楯縫安來三郷、入于海、有年魚伊久比。

楯縫郷

和名抄、能義郡楯縫郷。○今宇賀莊村なるべし、安來の南に接し、伯太川の兩岸に跨る。

風土記云、意宇郡楯縫郷、郡家東南卅二里一百八十歩、布都怒志命之天石楯、縫直給之、故云楯縫。

宇賀莊（岡庄）

今村名に稱す、岡莊とも唱へ、舊莊園の號也、安來と大塚の間にして、其東を安田村と爲す。○懐橘談云、岡の莊には、清水寺あり、洛陽の清水寺より以前に建てたりと稱す、道風が朗詠集、義之が千字文の類にやあらむ、又安樹寺と云ふあり、是は法灯圓明國師の法嗣、孤峰覺明禪師の開く所とす、覺明は三光國師と諡せらる。

清水寺

宇賀莊村大字清水に在り、天台宗を奉し、二王門三層塔金堂以下の諸字を備へ、寺傳に推古天皇の御宇に、

（利弘）

尊隆上人草創、後某寺と稱しが、大同元年、某上人再興し、瑞光山清水寺と改むと曰へり、金堂は大同元年修造のまゝと傳へ、雲州第一の古伽藍也。清水寺の下に五層石塔あり、正平十年二月八日と銘す、當時南朝の正朔を奉せるは、其宮方の人々の所爲なるを想ふへし、俗に正平塔と呼ぶ、其來由詳ならず。○伯耆名和氏紀事、門脇氏云、今利弘村の南二十餘町に、清水村あり、村の佛堂の傍に古墓一基あり、去る安政三年、本藩宮原某、祇役して米子に往りける頃、適々この古墓を探りて「正平十年二月八日」の八字を見出したり、かゝる邊境に、當時の正朔を奉せるものは、決めて名和氏の一族ならんと聽へゝも、いまた明徴を得ず、

出雲國利弘保地頭職、爲勳功賞、可令知行者、天氣如此、仍悉之以状

興國元年六月二十一日　左中將

村上兵庫允館

（この利弘は今能義村の大字とす）村上は即名和の一黨なりと知るへし。

雲樹寺

宇賀莊村大字清井に在り、清水寺の南少許とす、臨濟禪の名利にて、嘉曆元年、僧覺明開創、土豪牧新左衛門尉某の本願とぞ、（寺傳に牧氏を善興居士と云ふ）元弘帝の敕額を揭け、御賜の綸旨以下多く古簡を傳ふ、覺明は當時南北兩朝の眷顧を辱くし、聲名世に震ふ、殊に元弘帝に殊遇し奉り、其賜號に「天長雲樹興聖禪寺」といふ。

口縫郷

和名抄、能義郡口縫郷。○今安田村なるへし、口縫の郷名は風土記に見えず、栖縫の口郷の謂にして、安田は伯耆手間山の通路にあたるを以て、此稱起る。

安田

今安田村と云ふ、宇賀庄の東にして、安田莊と云へる地也、男山測當文書に、安田庄元曆二年と見え、當時八幡宮領とす、其東嶺を手間山と云ふ、伯耆會見郡天萬郷と相堺せり、風土記に「意宇郡、通國東堺手間剗、四十一里一百八十歩」とありて、其剗址は今も大字に關とよぶ地あり、又手間山を關の城山とも稱す。

（手間剗址）

八雲立出雲の國の手間の關いかなる手間に入さはるらむ、（六帖）さりともと思ひしかとも八雲立てまの關にも秋は宿らず、（堀河百首）

出雲國神社巡拜記云、田面大明神は安田宮内村に在り、風土記に多乃毛社と錄し、延喜式に田面神社といふもの是なり、扨又當村に安田をさ田と云ふ田地あり、一書に日の神の御田三所あり、天の安田天の平田天のむらあはせ田、又日の神稻つたねを以て天の狹田及長田にうゑて、其稻のたりほやつかに生へ出てたりとあり、天上の田の名を移したる事と聞ゆ、當村を安田といふも、右の田の名なり、此田地味美、稻の實入りも他所にすぐれ、長雨旱りある共そこなはず、古より凶作なしと云ふ、又同所なる安田八幡宮は、鎌倉將軍賴朝卿の勸請し玉たふ、當國八所の一なり。○安田の大字に未明と云ふ地ありて、ホノカと訓む。

（未明）

大塚

今吉田烏木を并せ大塚村と云ふ、伯太川の西岸とす、吉田は古の山國郷なるが、大塚は古の口縫の郷内なりしやも知るへからず。

山國郷

和名抄、能義郡山國郷。○今大塚村なるへし、口縫の西、栖縫の南とす、殊に大塚村の吉田の邊を、今も山國と稱し、狹少なれど一山谷を占む。風土記に「山國川、源出郡家東南卅八里枯見山、北流入伯太川」と見え、此流を今吉田川と云ふ。

（吉田）

風土記又云、意宇郡山國郷、郡家東南卅二里二百卅歩、布都努志命之國廻坐時、來坐此處而詔、是土者不止欲見詔、故云山國也、即有正倉、又云、新造院一所、在山國郷中、郡家東南卅一里一百二十步、建立三層之塔也、山國郷人日置部根緒之所造也。

母理郷

和名抄、能義郡母理郷。今母里村並に井尻赤屋を指すごとし、伯太川の上游にして、山谷寛大なり、山陰記に母里庄見ゆ。○風土記云、意宇郡母理郷、郡家東南卅九里一百九十歩、所造天下大神、大穴持命、越八口平賜、而還坐時、來坐長江山、而詔、我造坐而令國者、皇御孫命平世所知依奉、但八雲立出雲國者、我靜坐國、靑垣山廻賜、而玉珍置賜、而守詔、故云文理、神龜三年改字母理。○按に母理に大穴持神の鎭坐すること、風土記の社名の條及び延喜式に見えず、出雲國誌に今杵築大社の左傍に母理と云ふ地ありて、此を大神の旅所と唱ふ、母理郷より杵築へ移したるならんと論せり。○大同方云、毛利藥、意宇郡宇留布神社祇、出雲臣□之家方、安閑帝御世、上奏之者、大已貴命。

母里

今母里村と云ふ、安來の南二里半、廣瀨の東三里、近世陣屋ありし地なれば、山中の民戸おのつから小都市を成せり。○母里陣屋は、寛文六年、國主松平綱隆、其弟右近大夫隆政に母里の墾田一万石を分與す、子孫世襲、維新に至り廢す。

井尻

今井尻村と云ふ、母里の南なる山谷を占む、伯太川を井尻川とも云ふは、此谷を過ぐれば也。延喜式、志保美神社は風土記に斯保彌に作る、今井尻の鹽見大明神是也、（巡拜記）書紀通證に「神代紀一書、素盞嗚尊、與日神誓生子、其第五號熊野忍蹈命」とあるを援き、此神にあてたり、志保美は於志保美の上略なりと。井尻に日次、横屋、對之内の三の大字あり、其東方なる伯耆州堺に近き山を、伊邪那美命の葬所比婆山なりと稱く、又横屋に久米神社あり、（延喜式并に風土記に見ゆ）巡拜記に久米社の山を以て、直に葬所とす、（久米はクマの義にして、古語に葬埋を隱と云ひ、葬所を熊野と謂ふ）又比婆山は、古事記寛永印本に[illegible]に作り、ヒナミと訓む

（横屋）　（日次）

歟とも曰ふ、今に日次(ヒナミ)の名のこれり。

比婆山(ヒバヤマ)

(比波山)

古事記云、伊邪那美神者、葬出雲國與伯伎國堺、比婆之山也。(伯耆夜見島及び本國黄泉夜坂の條を參考)○書紀通證云、飛鳥葬於紀伊國熊野有馬村、古事記と事紀頗、葬比婆之山、玉木翁曰、蓋後世改葬於紀伊國也、名神記曰、出雲秋鹿郡、足日山麓佐陀神社、葬伊弉冊尊也。○古事記傳云、比波山(ヒバヤマ)は一に比婆山に作る、此山の所在、今詳に知れず、佐陀神社是也と云へれど、秋鹿郡は伯耆堺に非ず、出雲風土記鈔に、比婆山、蓋是能義郡母理郷比波(ヒナミ)村の山なりと云へり、又風土記仁多郡に灰火山あり、郡家の東南三十里と見えたれば、國堺に近し、又大原郡に比和社日原社あり、されど此郡は國堺には非ず、又備中國賀夜郡に日羽てふ郷和名抄に見えたり、伯耆國人の物語に、今出雲國の内伯耆堺に近き處の山間に、たわの内と云所あり、そこに伊邪那美命の陵也とて塚あり、小竹(サヽ)など生繁れり、此塚の草などをば牛馬も食はず、牛馬を牽來て草を飼とすれども、此塚のあたりは牛馬寄り付かず退き去る也、又此家の竹を杖に突て行時は、蛇の類よりつかず、蛇の居る所へ此杖を突立つれば、すくみて動くこと能はず、甚奇異なること共ならずや、追考云、澤眞風、寛政六年、杵築大社に詣ける路次、比婆之山を委く尋來て語りけらく、能美郡母理より一里餘り西南なる、山上の稍平なる地に、徑四五丈許、家の如く小高き處有て、石の齋垣を遶らしたるを陵と云へり、前に拜殿もあり、たわの内と云は麓の村名にて、峠内と書く、此國には峠を凡て多和と云り、日波と云も此山の麓にて、其里より登りたりと云々、又内山眞龍曰、出雲國風土記、仁多郡に備後國惠宗郡の界比布山とある比布山は、比婆山にて備後に屬るか、是御坂山の舊山なるべし、御坂山の南は惠宗郡湯川なり、そこに比羽村あり、上代に御坂山を比波山と云なるべし、山に神の御門ありと風土記に云へれば、なみ〳〵ならぬ山なり。

(峠之内)

赤屋(アカヤ)

今小竹、十年畑(ジフチン)草野をも併せて赤屋村と云ふ、井尻の南、卽伯太川の源とす、草野は風土記に伯太川の源は葛野山に出つと云ふにあたり、葛は草の誤にやとも疑はるれど、鈔注に草野の九折(ツヅラ)坂、卽葛野(ツヽラメ)山なりと辨す。

長江山(ナカエ)

風土記母理郷の條に、大穴牟遲神此山に還來ますこと見え、又「長江川郡家東南五十里、有水精」とも錄す、鈔注に小竹(サヽタケ)村の岩船山にあてたり、岩船山は赤屋の東南にして、伯耆の會見日野及び本郡に跨り、一方の鎭山也。

(小竹)

比田(ヒダ)

飯梨川の源にして、井尻の西隣なる大山谷なり、今比田、布部(フベ)の二村に分つ。其南嶺は風土記に飯梨川の一源、玉嶺(タマミネ)山に出つと云ふ者にあたる。(廣瀨驛より比田の大字西比田(ニシヒダ)まて五里、此山村は風土記仁多郡に比太社を載せ、又「比太川、源出郡家東南一十里玉峰山、北流意宇郡野城河上是也」とあるに由りて、當時仁多郡の所管なりしを知る、其東南一十里と云ふは稍地形に合はず)

(日田)

雲州軍話云、吉川小早川の二將は、日田庄に推寄せ、富部(フベ)の城を圍みしが、幸盛は武略勇の鋒にや碎かれけん、勢を引て尾崎に陣上る、かくて春より秋に至るまて、徒に日を暮し月移りければ、兵粮缺乏て、急き京都早馬を以援の助成を乞しか共、畿内の靜未謐、評議に不及、信長助力叶ぬと聞えしかば、城卒渴に及び、遂に新山(シンサン)へ落行く。(元龜元年)

布部(フベ)

(富部)

今布部村と云ふ、廣瀨の南三里、比田の北とす、陰德太平記に富部(フベ)に作り安西軍策に比部に作る、山中鹿之助が布辨(フベ)山陣軍は諸書に見ゆ。延喜式、布辨神社、巡拜記に比社もと岡の上に在りしを、山中鹿之助營と爲しゝ時、神殿を麓へ移すと云々。○安西軍策云、元龜元年正月、毛利勢赤穴まて寄せ、尼子勢六千七百餘騎布部へ打出たり、毛利勢三澤の鎌倉山に陣を張、二月十二日に比田に着し、翌十三日比部へ出て、十四日の未明に惣勢一度に攻かゝる、山中立原森脇等は坂の上にて取て追さんとする處を、元春進て突懸れば、尼子敗軍となり、鹿助は銀の峠潛、紛なき鎧なれば、林の中へ隱れけり、横道兵庫討死、尼子宗徒の兵とも叢林に紛れて新山へ遁れけり、富田の城をば、天野隆重堅固に守りけれども、尼子方より道路を塞、兵粮盡て既に難儀に及べるが此時運を開けり。

山佐(ヤマサ)

(狹山)

今山佐村と云ふ、布辨の西北にして、一山谷を占む、熊野山の南麓とす、風土記に夜麻佐に作る。山狹(ヤマサ)神社は延喜式に山狹神社、同社坐久志美氣濃神社と錄し、今二所明神と唱ふ、國造神賀詞に「伊邪那伎の日まな子、加夫呂伎熊野大神、櫛御氣野命」とありて卽素盞鳴尊の熊野山に鎭り坐すを、殊にたたへて申せる名なるへし、同神賀詞に「大穴牟遲神を倭の大物主櫛瓺玉命と御名を稱へて」とあるも同義也、(古事記傳)二所と云ふは熊野大神の后大夜女命を祭ること、長寛勘文に參考して知るへし(神祇志料)

田原(タハラ)

今山佐の大字にして、大原仁多の郡界にあたる、山嶺の下に在り、古風土記に飯梨川の一源は、三郡の堺田原に出つと述へたり、今田原山に三郡山の稱あり、

賀茂郷(カモ)

和名抄、○能義郡賀茂郷。今詳ならず、廣瀨の地にやと想はるれば此に係く。此郷は和名抄賀茂と神戸の二郷名に分てど、風土記に參照して、賀茂之神戸の一郷たるを知る、即云、賀茂神戸、郡家東南卅四里、所造天下大神命之御子、阿遲須枳高日子命、坐葛城賀茂社、此神之神戸、故云鴨、神龜三年、改字賀茂【卽有正倉】(一說、賀茂郷を伯太川の筋に求むるものあれど、地形合はず)

富田（トダ）今實[illegible]町へ併せらる、[illegible]東に[illegible]て、飯梨川を隔て、相隣む、月山（ガツサン）に城址あり、尼子氏、及び天野吉川堀尾諸家の修築して據守せる所也、月山の東麓は、山國鄕の枯見山、蓋是なり。〇（月山城址）

太平記、貞武元年十二月、當國[illegible]の注進に、出雲には富田を缺し、又富田判官と云ふ人名も見ゆ、此地の武士なるべけれど、始末を知らず、江北記に據れば、富田氏も尼子同祖の佐々木鹽冶富田なるに似たり、曰「昔佐々木四郎高綱、恩功人に勝れ、名を天下の人にしらるゝもの也、名遂て身退は天の道とかや、出雲國富田と云處へ下着して、光明寺寺内の阿彌陀の三尊を造立し、如來院と號し、後生菩提一門繁昌を祈念し、此處にて終焉を取しが、遺骨を此寺に留、其大菩提一門に答て、佐々木富田此國を知行すると、むかしより今にたゆず、先代九代の代には、隱岐鹽冶此國を知行す、其後京極氏の御時山名しばらく當國の守護に補しければども、守護代は上總三河守其子鹽冶四郎とて、いづれも佐々木の末葉なり、其後京極殿の領地となりて、高詮持清より又佐々木家の國となり、于今至て守護代も佐々木の門葉、尼子伊豫守七代迄此國の主と成事、不思議の事ども也、此後も又佐々木家より、此國を永代知行すべきにやとおもひやらるるばかりなり」云々。

雲州軍話、尼子伊豫守經久は、鹽冶判官高貞五代の後胤也、高貞[illegible]死の時、三歳になりし稚子を、八幡六所[illegible]の[illegible]より引出して命を助く、其後出雲國に討入て、鹽谷駿河守富田判官高貞、[illegible]正少弼[illegible]貞[illegible]に[illegible]、富田の月山の城に居る。（尼子は近江國犬上郡の地名なり、尼子上野介持久江州より下向して、雲州[illegible]て尼子氏あり、鹽谷氏と同[illegible]す）陰德太平記云、尼子經久、富田七百貫を領して、守護職たりしが、天文の比、十一州の太守に成登られし由來を探り見るに、昔時雲州は鹽谷高貞自害せし後、佐々木道譽[illegible]りて、雲州へ一族を下して成敗を掌らせしか、後山名が爲めに押領せられしも、山名[illegible]亡せしかば、道譽の孫高詮、經久が曾父上野介持久を下して守護せしむ、持久の子息清定[illegible]て[illegible]を司どり、租税を江州へ運漕せられけるに、經久まだ又四郎と云ひ時、江州の下知を用ゐず、富田近鄕を押領、當國の士三澤三刀屋已下の者共を攻隨へんとせられしかば、六角[illegible]大に怒て、經久をば追出し、鹽冶掃部助を以て當國の代官とぞ定められける、經久此事をば無念に思ひけれ共、せん方なく諸國を流牢せられしが、家人共は龜井河副等を始として、皆妻子兄弟を育まんが爲め、江州へ上りて六角に仕へける程に、今國に留る者とては山中鹿介が一類のみ也、山中[illegible]忘れ難く、一族を語らひけるに、十七人一味し、頓て當國の[illegible]の頭賀[illegible]と云者を招て、正月元日富田の城へ手引させ、文明十八年、富田へ攻入り鹽冶を殺す。〇大内氏實錄云、天文十二年、大内義隆[illegible]兵[illegible]の[illegible]地山に陣し、二月十二日、經[illegible]木山に[illegible]し、月山城に[illegible]る、（吉田物語續本朝通鑑）三月十四日、鐘尾寺口、菅谷口等に戰ふ、四月十二日、鹽谷口に戰ふ、（古文書）三十日、備雲石の新降兵、吉川興經、三刀屋久扶、及び三澤、本庄、宍田、宮、櫻井、江田、池上等、月山城に約する所ありて、本日城兵出て富田川に臨み、挑戰の勢をなす、[illegible]之に[illegible]する者を伴り、河を涉りて、月山城に入る、大内の陣爲に[illegible]す、稍くにして鎭むることを得たり、（續本朝通鑑）五月二日、城兵我陣を犯す、七日、先是城兵[illegible]士を[illegible]り、我が[illegible]道を[illegible]しを以て、本日班軍、意宇郡出雲浦に退く。

懷橘談、佐々木治部少輔[illegible]、此國を領し、鹽谷駿河守をして富田を守らしむ、（一說に鹽谷判官高貞も此に居れりとも云ふ）尼子氏之に代り世々之に居りしが、義久に至り毛利元就に攻滅らる、按するに弘治三年、元就は石州の吉見大藏[illegible]に[illegible]し合せ、永祿元年二月を以て、吉川元[illegible]小早川を[illegible]先鋒とし、四月[illegible]に入る、先[illegible]に屯し、諸寺[illegible]社へ安堵狀を下し、高[illegible]富田[illegible]城を攻落し、[illegible]山に陣を[illegible]、[illegible]富田東鄕西鄕園宿林木まで充滿せり、所々の城[illegible]降し、凡雲州十郡の中、七郡は旣元就に歸しぬ、[illegible]能美島根の三郡猶降らず、永祿八年に至り、毛利の[illegible]の軍士已に島根白髮山の城を取りければ、荒隈の陣より急に富田へ馳向ふ、小早川[illegible]谷の一族は、[illegible]山を經て成恩寺山に陣し、二月に至り元[illegible]潤水に舟を泛へ、府中を經て[illegible]貝木山（キヤウラギ）に屯す、其後陣は川[illegible]を支へたり、吉川元春は八幡山に陣を張る、小早川は先つ富田川に臨み矢軍を[illegible]めしが、城中には山中[illegible]之[illegible]と云ふ[illegible]士あり[illegible]防ぎ戰ふ、八月十五日に及で、[illegible]と云ふへ出しるを、城中より之を見て勇みかゝりしを、吉川[illegible]新[illegible]谷より宍戸[illegible]は矢田崎より[illegible]合せて、尼子方を二つに追ひけゝれば、尼子の城中へ[illegible]、[illegible]吉田村へ[illegible]く逃散す、翌日義久力つき降人に出て、此城は是より毛利家に[illegible]しけり。（尼子勢が毛利の守將天野を攻めし事は「永祿十二年、山中鹿助立原源太兵衛先日の[illegible]を[illegible]さんとて、富田淨安寺の寺中に陣を取、三處に伏兵を[illegible]に天野[illegible]夜中に物見を出しせければ、三箇所に伏兵ありと告來、城中より弓鐵炮を手每に提、伏兵の眞中に射かくれは、伏兵[illegible]、散々に成て[illegible]退く、山中等寺中より[illegible]出[illegible]けるか、[illegible]立られ引退る」など[illegible]書に見ゆ）

安西軍策云、吉川廣家は天正十九年、出雲三郡伯耆[illegible]隱岐一國、於藝州一ヶ所合[illegible]、雲州富田月山（トダガツサン）の城に可居住の旨、秀吉公依御諚、富田入城し給ふ。（廣家封土凡二十一万石）懷橘談云、關原合戰の後、毛利此國を離れ、堀尾吉晴代りて領知す、[illegible]富田は[illegible]の[illegible]計に利あらずとて子息忠氏と[illegible]、末次に[illegible]しさんとせられ、忠氏[illegible]去り

て後、慶長十二年末次の松江城成る、是より富田の山城は荒れて、草のみ茂り侍る。

廣瀬 今廣瀬町と云ふ、本郡の衙邊あり、松江を距る凡六里。飯梨川の谷に居り、戸數一千。廣瀬陣屋は、寛文六年、國主松平綱隆、その弟上野介近榮に、藩田三万石を分與したる所とす、子孫世襲して、維新に至り廢止す。勝日神社は、延喜式に見え、風土記加豆比に作る、巡拜記に此社は廣瀬の八幡山に在りと云ひ、[illegible]神社も同所の月山に在りと云へり、又廣瀬鍛冶町の[illegible]神社、三笠山の佐久多神社、[illegible]伊太氏神社、共に式記の所書にあらはる(巡拜記)

經頁木山 廣瀬の西北、[illegible]駒返峠の東に連り、飯梨村と意東村に跨る、天文十一年大内義隆此山に陣して、富田城を責め克たず、(中國治亂記)永禄八年、毛利元就又此山に上り、尼子氏を攻つ、(陰徳太平記)古風土記に筑陽川の源なる荻山とあるもの是也

飯梨 今飯梨村と云ふは、廣瀬の北なる諸村を合併せる新稱也、然れとも風土記に飯梨郷ありて、飯梨川此を過くれば、蓋其舊號を復興したる者とす、一說飯生莊を以て飯梨郷に牽合すれど、今採らず。

風土記云、意宇郡飯梨郷、本字云成、即家東南卅二里、大國魂命天降坐時、當此處而御膳食給、故云飯成、神龜三年、改字飯梨。○今石原、植田、[illegible]等を飯梨村と云ふ、石原高山に塞を起して、富田城を攻めしこと、陰徳太平記に見ゆ、石原の北なる西松井村も、今飯梨に屬すれど、舊野城郷の地なるべし、巡拜記に佐[illegible]神社、同高守神社は西松井に在りと云ふ。

(石原)(西松井)

飯梨川 富田川、又は能義川とも云ふ、比田の山中に發し北流、山佐川を併せ、東北に走り、赤江村に至り中海に入る、長凡九里。風土記云、飯梨川、源有三、一水源出田原、一水源出枯見、一水源出仁多郡玉嶺山、三水合北流、入于海、有年魚伊具比(此の枯見とあるは、富田の月山の渓を云ふ)

野城郷 和名抄、能義郡野城郷。○今能義村是なり、飯梨の北、宇賀莊の西とす、風土記に「意宇郡野城驛、郡家正東二十里八十歩、依野城大神坐、故云野城」とありて、延喜式にも野城驛見ゆ、蓋意宇の東部を割き、一郡を建てられし時、爰に郡家を置き、能義郡の名は出てけん。

風土記に又云「自國東堺、去西廿里一百八十歩、至野城橋、長卅丈七尺、廣二丈六尺、飯梨川」と錄す、驛家は今の能義村の大字能義(飯梨川の東岸)なりしこと想ふべし、此地を松井とも云ふ馬次の訛なり。延喜式に列せる「野城神社、同社坐大穴持神社、同社坐大穴持御子神社」は今三社同神と爲し、松井に在り、三代實錄「貞觀九年能義神授位」とあるもの是也、貞觀十三年昇叙の條に、能美とするは誤れるならん、[illegible]神祇志料に此神を以て天[illegible]と爲すは從ふべし、又風土記「意宇郡青垣山、郡家正東廿里八十歩、有烽」と此青垣山と云ふも野城驛に邊すと想はる。

(松井)

飯生 今能義村の大字とす、[illegible]明神あり、其森を飯森と云ひ、風土記に見ゆる意宇郡[illegible]社是と云ふ、(巡拜記)又飯生の東多後山に、延喜式意多伎神社、同社坐御譯神社あり、風土記に意陀支に作る、(巡拜記)御譯神授位の事は、文徳實錄并に三代實錄に見ゆ。

飯生庄は、東鑑建久元年の條に見ゆ、此地を指す、一說飯生は飯梨の訛と爲す、今從はず、康正二年造内裏引付に「九貫六百文、出雲飯由也、[illegible]段錢」とある由也は生庄の誤にやと云ふ。

舍人郷 和名抄、能義郡舍人郷。○今詳ならず、和名抄刊本舍代に作る、高山寺本舍人に作る、風土記舍人郷と云ふに合ふ、今荒島赤江の邊歟。

中國治亂記云、天文十一年の春、大内雲州へ發向して、舍人と云處に陣取り、富田の城を攻らるべき評定せらる、御陣をめされ可然と申す、毛利元就は先づ五三里此方に御陣取、調略をめぐらし、次第々々に國人を味方になし給はゞ、可然存ずと申す。○按に風土記に「意宇郡家、正東廿六里、[illegible]貴島宮御宇天皇御世、倉舍人君等之祖、日置君志毘、大舍人供奉之、即是志毘之所居、故云舍人、即有正倉」と云ふ、郷名の縁起明白とす、其正東とありて廿六里と云ふに因り、諸家注に之を野城の東とす、然れとも野城の西なる、荒島赤江の邊を舍人郷と爲すに由り之を觀れば、廿六里は十六里の誤に供たり、同書又云「教昊寺在舍人郷中、郡家正東廿五里一百二十歩、建立五層之塔也、有僧、教昊僧之所造也、散位[illegible]首押猪之[illegible]也」との教昊寺も今世詳ならず、廿五里とあるは十五里の誤歟。

荒島 今荒島村と云ふ、赤江村と接し、飯梨川の河口西岸にして、中海に臨める里落なり、荒島は安來より揖屋驛に通する路頭にあたるを以て、稍市巷の港を成す、荒島の西は意東村にして今八束郡に屬す、即郡界を此間に限れり。

八束郡

八束郡 明治二十九年、意宇島根秋鹿の三郡を合併して、八束の新號を建つ、人口十二万、一市四十村に分つ、八束とは名高き「國引きせる八束水臣津野命」の名を取りたる也、意宇郡を參看すへし。

松江寓居　黄石

雪峯掩仗高更潮、[illegible]蹄作壯觀、一氣[illegible]空大[illegible]頭、八雲亦地古帝境、[illegible]野雪未、[illegible]低人意安、[illegible]道江頭春[illegible]、新[illegible]。

中海（ナカノウミ）

（南入海）（飫宇海）

八束郡の東、能義の北なる湖海にして、弓濱の半島(伯耆)を以て、美保灣に隔離す、東西約五海里南北約五海里、其東南に斗入するものを米子灣浦と云ふ、其水道は東北隅に中江瀬戸ありて美保灣に通じ、西方に馬潟瀬戸ありて宍道湖に通す、海中に大根島（ダイコン）、小大根島あり、水深は三尋乃至四尋の地、全區の三分一の一を占む。

中海は、風土記に南入海（ミナミノイリウミ）と記され、万葉集に飫宇（オウ）海と詠めり、島根郡の南にして、意宇郡の面なれば也、風土記島根郡の下に曰く「凡南入海、所在雜物、入鹿、和爾（ワニ）、須受枳（スズキ）、近志呂（コノシロ）、鎭仁（チニ）、白魚、海鼠、鰕鰝（エビ）、海松（ミル）等之類、至多不可盡名」と入鹿は和名抄「鮮飾、和名伊流賀、大魚、色黑、一浮一沈也、野王案、一名江豚也」とありて、鯨屬の大魚也、和爾は鮫魚（サメ）の一種にして、漢土謂ふ所の鰐にあらず、(因幡氣多前、及び能義郡の毘賣埼等考すべし) 須受枳は和名抄「鱸、須々支、[illegible]鯉、而鰓大闊者也」また古事記に、出雲國多藝志小濱の鱸の事見え、今に至るも松江の鱸は世に名高し、此飫宇海の東方夜見島に地變ありしことは、伯耆の夜見島の條に見ゆ。

出雲守門部王御歌

飫宇の海の潮干の潟の片念ひにおもひやゆかむ道の永手を（万葉）

意宇郡（オウ）

明治二十九年廢して八束郡へ入る、能義の西島根の南とす、面積凡十一方里、中海并に宍道湖の南岸にして、熊野山を負ふ。

古の意宇郡は、能義郡をも兼ねたり、風土記に能義の郷名なし、延喜式に至りて二分す、和名抄に於宇と注したり、又延喜式に「出雲國意宇、能義郡」と見ゆれば、其神郡に定めらるゝの際に、東部を割き能義郡を置かれしごとし、神郡とは熊野杵築兩所大社の封戸の謂なり。

（於友郡）

仁德紀に、額田大中彥皇子の屯田（ミタ）司を、出雲臣祖淤宇宿禰と錄したり、(國造系譜、淤宇足奴にあたる)齊明紀「五年、狐嚙斷於友（オウ）郡役丁、所執葛末而去」また文武紀「二年詔、筑前國宗形出雲國意宇二郡司、宜聽連任、三等已上親」聖武紀「神龜三年、停出雲國意宇郡采女、令貢兵衛」など見ゆ、意宇郡司は卽出雲國造にして、大社の事を掌れる家とす、風土記の末に「天平五年勘造、國造帶意宇郡大領出雲臣廣島」と署名せるもの徵すべし、延曆十七年官符に「慶雲三年以來、令國造帶郡領、自今以後分職任之」とあれど、慶雲以前の實何なるべし。其神戶を出雲郷と云ひ、意宇の國府郡家及び、黑田驛家并に一地とす。

意宇の名義は、風土記に著る國引（クニヒキ）の語中に見ゆ、然れども此一語は古人の寓言、固より常事を以て比視し難し、其解釋は今必しも究めず、唯意宇は出雲の中府にして、大海北に開きて、遙遠の國に通じ、東西に大神佐姫の彌[illegible]嶽并、杵築埼、闇之濱、狹田、闇見之郷、三穗埼、弓之島等左右に展び、山海の形狀錯落紛糾して、看來れば皆是れ造設の工に出てしがごとし、國引の神話蓋此に起る。(風土記云、意宇郡、所以號意宇者、國引坐、八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將作縫詔、而栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而云云、國々來々、引來縫國者、三穗之埼也、持引綱者夜見嶋是也、固堅立加志者、有伯耆國火神岳是也、今者國引訖詔、而意宇社御杖衝立、而意惠登詔、故云意宇。(按に意恵はオウエにて、事に倦き（イタツキ）て休み息ふ時の發聲と知らる)

――――◦◦◦◦◦――――

筑陽郷（ツキヤ）

和名抄、意宇郡筑陽郷、(今意東村、揖屋（イフヤ）村)是なり、東并に南は能義郡界に至り、北は中海とす、西は卽出雲郷也。

調屋神社（ツキヤ）

今意東村の大森（オホモリ）神是也、(巡拜記)風土記に調屋社二座、延喜式「筑陽神社、同社坐波夜都武自和氣神社」と載す。書紀通證云、伊弉諾尊、黄泉遁、伊弉册尊、遣泉津醜女（ヨモツシコヒメ）八人、追留之、伊弉諾尊拔劍、背揮以逃矣、三代實錄、[illegible]志去日女命、卽神名式所謂意宇郡筑陽神社、而列之揖夜神後、則志去日女謂醜女也明矣、波夜都武自和氣、文德實錄作速都（ハヤツムジ）別命、天稚彥已死、乃遣疾風、舉尸致天、是也(揖屋并に揖屋の神は全く神代の古事に相因む、諸家祭祖儀の謂と同日にあらず)

筑陽郷は風土記に見えず、唯云「筑陽川、源出郡家正東一十里一百步、荻山（オキヤマ）、北流入海」とあるは今の意東川にして、長一里半、荻山は京羅木（キャウラキ）の故名なり、又按に風土記に「意宇郡餘戶里、郡家正東六里、二百六十步、依神龜四年編戶天平里、故云餘戶（アマリベ）、他郡且如之」とあれば餘戶は、正く筑陽に當る、餘戶の名義を知らんと欲せば宜く此に就きて研鑽すへし。

（餘戸）

風土記、內山眞龍本は天平里を大二里に作り「二里をあます」と釋きたり、其大字をアマスと訓むこと、他に例なし、『天平里大二里いつれにせよ難解の字句とす、蓋誤謬あるもののごとし、元元里とあるへきを、天平又は大二に誤れる歟、然れども本書諸郡の郷と、餘戶里の記載を通考計較するに、餘戶は

戶令云、凡戶以五十戶爲里、每里置長一人、若山谷阻險、地遠人稀之處、隨便量置、義解云、謂若滿六十戶者割十戶立一里、置長一人、其不滿十戶者、隷入大村、不須別置也、又若滿十戶者、依上法立別里（コトサト）、若不滿者、令伍相保、附於大村也、

とある隨便驛道の別里に當るや明白也、即此筑陽は本來意宇郡出雲郷の餘戸と知らる、又風土記に見ゆる此餘戸も和名抄に至りて之を改稱す、之を他の諸國の餘戸余部の猶和名抄に載せられし者に比視すれば、稍其撰を異にす。(播磨の餝磨郡餘戸郷を參考)

意東(イトウ) (伊藤)

今意東村と云ふ、意は揖の誤、揖屋村の東と云ふ心のみ、又伊藤(イトウ)にも作る、意東と揖屋の間なる山坂の、中海に突出するものを伊藤鼻と名づく。

雲州軍話、永祿九年、吉川駿河守元春吉見大藏大輔實頼は、一萬五千騎を率し伊藤の府倉(フクラ)山に要害を築き、尼子の糧道を斷て陣を張るにより、八杉十神の兩城も籌盡て明退く、杉原播磨守盛重宍戸安藝守隆家は美保關取出の付城を構へ、丹後但馬船路を斷ば、丁寧寺天滿(テマ)の要害もこらへず富田を差て引入たり。

揖屋(イヤ・イフヤ) (言屋社)

今揖屋村と云ふ、意東の西にして、出雲郷の東に接す、揖夜又伊賦夜に作る、後世いやと訛れり。

揖夜神社、同社坐韓伊太氐神社、(延喜式)伊布夜社二所、(風土記)三代實錄に揖屋に作る、今の伊賦夜坂の頂なる大明神是なり、(書紀通證巡拜記)齊明紀五年の條に「狗嚙置死人手臂於言屋(イフヤ)社、此云伊浮瑘、天子崩兆」とあるも此とす。○市原(イチハラ)社、(風土記延喜式)今は揖屋村に市原の字ありて、其所に社址を存す(巡拜記)

伊賦夜坂(イフヤ) (黄泉比良坂)

今揖屋村の東、意東鼻の上なる山坂を指す神代巻に見ゆる古事を此に傳論し、今に至るも伊布夜社在りと云ふ。

古事記云、伊邪那岐命、逃還到黄泉比良(ヨモツヒラ)坂之坂本時、取其坂本桃子三箇、待撃者、八雷神悉逃返也、最後伊邪那美命、身自追來焉、爾引塞其黄泉比良坂、其石置中各對立而度事戸、(中略)其所謂黄泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也。(伯耆の夜見島參考)神代紀云、伊弉諾尊、自黄泉還、泉津醜女追之、尊已至泉津平坂(ヨモツヒラサカ)、故便以千人所引磐石、塞其坂路。(上の言屋神社參考)○按にこの坂は、伯耆の夜見島より本國に至らんには、其間に當る險隘とす、黄泉津と云ふも夜見島へ渡る津頭の義に過ず、然れども此黄泉津平坂の一語は、本來神代の所談に屬し、解釋自ら人間歷史と其趣向を異にす、今必しも究むることなし、風土記出雲郡宇賀郷の條に「自磯西方有窟戸、高廣各六尺、窟内有穴人不得入、不知深淺也、夢至此磯窟邊者必死、故俗人自古至今號云黄泉之坂、黄泉之穴也」とも述へ、人の死して靈魂の行く處をも想像して、黄泉とは云へること明白也、凡如是の義、强て理解を求むるは、痴人の夢を語ると一般のみ。(古事記、大穴牟遲命の事蹟の中に「參向須佐能男命所坐之根堅洲國、到御所者、其女須勢理毘賣出見、爲目合而相婚、即取持其大神之生大刀生弓矢、及天詔琴、而逃出、故追至黄泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲命、其汝所持之大刀弓矢以、而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬」とも見ゆ、此には正しく根國を出雲と見做して、黄泉比良坂は即伊賦夜坂に當る)其大要を攬りて可なり。

(泉津平坂)

出雲郷(アダカヤ)

和名抄、意宇郡神戸郷(出雲郷は風土記に出雲神戸と云ひ、和名抄には神戸郷と爲せど、土俗出雲郷に作り、アダカヤ或はアタカエと云ふは、本郷に阿太加夜社あれば也、今出雲郷村よみてあたかやと云ふ、筑陽郷の西とす。

風土記云、出雲神戸、郡南西二里廿歩、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命、與五百津鉏々猶所取、而所造天下大穴持命、二所大神等依奉、故云神戸。○按に出雲神戸郷は、本郡の郡家の所在にして、黒田驛と云ふも此とす、意宇川ありて、意宇の郷とも稱すべし、其說下に見ゆ。懷橘談云、此里は出雲郷と書てあたかへと讀む事、未詳、或人のいはく、加茂の競馬の事書たりし文を見るに、出雲郷の馬一疋と有を、あだかへと假名をつけたりと語る然れば中古より云ならはせる事にや、この郷には阿太加夜の神社を勸請し、本名出雲郷をばいはずして、社あるにまかせ、阿太加夜と云けるにや、大穴持の命の御子阿陀加夜努多伎吉比賣命(アタカヤヌタキキ)は神門郡多伎坐となり、今此里に阿太加夜の勸請の地ありやと尋侍れども、人しらず。

○阿陀加夜社は今出雲郷村の足高(アシタカ)明神是なり、(巡拜記)延喜式須多神社は(風土記須多閇に作る)今出雲郷村の藥谷に在る、白尾神社是也(巡拜記神祇志料)(出雲郷の南なる山中に鑛坑あり、地學雜誌云、黄鐵礦の結晶、美麗にして種々の形像を呈するものは、出雲郷(加賀屋尾小屋)羽後國阿仁等に出るも、出雲の鷄跱產を以て最とし、信濃國武石產之に次げり。

中國治亂記云、大内義隆卿、天文十一年、經良木山に陣を取り、數日攻戰けれども、富田城も不落、國人ども在々より通路をふさぎければ、兵粮運送なくして、忽大内方難儀に及び、同年五月七日に、義隆卿敗軍也、此時八杉の浦より舟に乘り、阿陀加江(アダカエ)と云邊にて、義隆の養子の家督大内新介植持は舟を乘沈めて逝去す。

(阿陀加江) (黒田)

意宇郡家は、風土記によれば、意宇軍團と同所にして、即出雲の郷とす、曰く「黒田驛、郡家同所、今郡家西北二里、有黒田村、土體色黒、故云黒田、舊此處有此驛、即號曰黒田驛、今屬郡家東、尙追舊黒田號耳、(延喜式にも黒田驛見ゆ)又云、意宇社者、郡家東北邊、田中在塾是也、圍八步許、其上有木以茂」と、郡家は今の出雲郷の意宇川の邊にして、其東に黒田驛ありしを知る、意宇川の西北は山代郷の域にして、國府國分寺等の址を求むべし、又云「野城驛西廿一里、至黒田驛、即分二道、一正西道、一渡隱岐國道也」

意宇川(オウ)

今熊野(クマノ)川と稱す、熊野村の山間に發し、北流岩坂村を過ぎ、東北に折れ、出雲郷と山代郷(今竹矢村)の間に至り中海に入る、長四里。○風土記云

意宇川、資田野家正南一十八里出野山、北流東折、入于海、有年魚伊具比。

出雲守門部王思京歌

飫宇の海の河原の乳鳥なが鳴けばあが佐保川のおもほゆらくに、〔万葉〕おほきみのみことかしこみ於宇の浦をそがひに見つゝ都へ登る、〔同上〕

（於宇浦）

此二首は出雲國府の官人の作にして、竹矢村に在りける府廳の邊にて口吟める者とす、其飫宇の海の河原と云ふは意宇川の末にて、風土記、式外、河原社とあるも其所なるべし、飫宇濱は、今揖屋出雲郷竹矢の三村にかゝる、江灣を指せるなるべし、今國道其岸汀を繞る。

國府址

（竹矢）

今竹矢村の大字竹矢の地なるべし、其舊址所傳を失すれど、意宇川國分寺朝酌渡等の位置に依りて之を推論するを得、國郡考に山代郷に國府を置くと曰ひ、竹矢は山代郷の域にあたる、竹矢とは高屋の義にて、廳舍の高大なるより名つけたる歟。○和名抄、出雲國府、在意宇郡、行程上十五日下九日。延喜式、出雲上中國、管十郡。○風土記云、野城橋西廿一里、至十國廳、意宇郡家北、十字街、則分爲二道、西里二百八十歩、至朝酌渡、又意宇郡、一郡人海之南、此則國廳也」云々又「島根郡朝酌渡、廣八十歩許、自國廳、通海邊道矣」といふ、國府國廳ともに府を指す、朝酌渡は竹矢の北なる馬潟瀬戸の舊名にして、府より島根郡及び隱岐國への航渡は、其所なりしを知る、而も亦以て國府の所在を推定すへし。

國分寺址

今竹矢の安國寺を其地と傳ふ、延喜式「出雲國分寺料四万束、文殊會料二千束」云、此寺は風土記に「新造院一所、在山代郷中、郡家西北二里、建立嚴堂、住僧一躯、飯石郡少領出雲臣弟山之所造也」とあるにあたる乎、又「新造院一所、在山代郷中、郡家西北四里二百歩、建立嚴堂也、无僧、日置君目烈之所造也、出雲神戸日置君猪麻呂之祖也」と見ゆ、文中无僧は必定尼僧の誤なれば、此は法華寺と云ふものとす、當州に何なる寺あらすへし（又延喜式に出雲國四王寺の四王前に年料の事見ゆ、今其所在を知らず）

安國寺

竹矢に在り、禪宗、開山法關基、創建不詳、舊圓通寺と稱しゝを、延元中足利氏より再興して今號に改む、〔地誌提要〕此寺、國道の衝にあたり、茶臼山の下、中海の邊に在り、古の國分寺にして、康永四年足利氏再興。

八幡

今竹矢村に屬す、八幡宮あるを以て此稱起る、懐橋談云、竹屋と云處に昔國分寺ありしとかたれど、今は礎のみにて、其かたちもなし、平濱の八幡宮は當國八所の八幡の隨一なり。〔名勝地誌〕

矢田

今竹矢村に屬す、風土記の鈔に「眞名猪池、周一里、北流入海」とあるを、矢田村に其池ありと注す、眞名井神は神祇官に錄せられ、今大庭村に其祠を傳ふ、大庭は矢田の南、茶臼山の後方とす。

山代郷

和名抄、意宇郡山代郷。○今竹矢村、津田村等の揔是なり、出雲郷の西北にして、中海と宍道湖の中間、瀬戸の南岸の地なり、今其一部分は松江市街の中へ編入せらる。

風土記云、山代郷、郡家西北三里一百廿歩、所造天下大神大穴持命、御子山代日子命坐、故云山代也、即有正倉。〔山代神社〔風土記延喜式〕は、今津田村古志原の山代明神是也。〔巡拜記〕

馬潟

今竹矢村に屬す、八幡の北なる大字にして、海岸に臨む。懐橋談云、袖師浦とは、出雲郷の海邊、馬形と云あたりなりと指點して人教ぬ、冬々貝持世朝臣の歌に、

さらずだにはさぬ袖師の浦千鳥いかにせよとてねさめ問らん、

（袖師浦）

此所にての歌なるへし、宗祇が發句に

ほさで見よ[illegible]の月。

巡拜記云、由貴神社〔風土記延喜式〕は今馬方村王子明神是也、馬方原は、永祿四年四月の戰場、尼子三郎四郎義久、同九郎四郎倫久兄弟、八幡より星上山にかけて陣取り、毛利家の軍勢は白鹿山に據り、兩軍馬方の原に出合ひ、一戰に及ふ。

安西軍策云、天文十三年十一月、馬方の正久寺へ義隆卿本陣を被移、陶杉内藤其外大内の旗本は、八幡大庭、出雲郷、元就朝臣は白潟、熊谷伊豆守香川左衛門三須筑前守此外藝州備後の人々は八市坂、吉川治部少輔興經は平原に陣をとられ、富田へ責寄せらる。

馬潟瀬戸

中海と宍道湖の間なる狹水道にして、東西凡二里、其西方三分の二は二道に分れ、天神川大橋川の稱あり、故に東方の狹隘をば專ら馬潟瀬戸と云ふ。古風土記に朝酌促戸又は朝酌渡と云ふ、朝酌は北岸、島根郡の郷名也。

津田

今津田村と云ふ、馬潟瀬戸、天神川の南岸とす、延喜式賣布神社〔風土記多加比に作る〕賣豆紀神社〔風土記賣豆貴に作る〕共に津田の高日明神の境内に在り。〔巡拜記神祇志料〕

風土記に「意宇郡羽島、有草木鵬、栖島、有藍蝟子」など見ゆるは今の白潟松江市に屬す）にあたる歟、未詳。津田の西北に接する松江分町の湖岸に、嫁島あり、又洞光寺在り。

大草郷

和名抄、意宇郡大草郷。○今大庭村及び岩坂熊野等を指す、即意宇川の山谷とす、風土記云「大草郷、郡家南西二里一百廿歩、須佐乎命御子、青幡佐久佐日古命坐、故云大草」、一說に大草は左草の誤ならんと曰へり。

大庭

今佐草、山代、平原をも併せ大庭村と云ふ、出雲郷の西、津田の南とす、延喜式宇留布神社は大庭

（宇留布）

の字宇流布に存す、大同方に「母理郷、宇留布神社祝云々」と見ゆるも此とす。〇吉川記云、元亀二年四月、神魂（原註オンバ）の大宮司秋上三郎左衛門、尼子を背て吉川元春高瀬の陣所へ降參す。

（大庭神魂社）

懐橘談云、大庭の保に伊弉冊宮あり、正殿東面、内陣右より入て西に向ふ、凡殿の制、大社、伊弉諾伊弉冊兩社、八重垣の明神の社皆同じ、内殿自餘の社とはかはれり、何れも内へ入て側向たるは奇なり、此神は伊弉諾より先に神退まします故に、神魂(カモスビ)明神といへり、一抄に熊野權現、出雲の神魂明神共に伊弉冊尊也と、此尊は紀伊國熊野の有馬村に葬る共、出雲國と伯耆國の界比婆山に葬共兩說也、女神かくれ玉ひしかば男神おひつきて逢玉ふに、よもつひぐひせりと宣ふ、故に男神きたなしとて歸玉ふ、是より世人同火(ヒトツヒ)を忌事のおこり日本紀に詳なり、一々年隱岐國後鳥羽院御幸へ、勅使水無瀬中納言氏成下向の時、此宮に參玉ひて詠し玉ふ、寛永九年壬申、四百年忌、勅使渡海「めぐりあひし神の慮やうき積ひ初めもしるく世をわたる哉」天正十五年、細川玄旨法印筑紫へ下りける時、此國に立寄り、當社へ參り「そのかみや左右にめぐりあへる蹤たえせぬ天のうきはし」

（神名樋山）

按に出雲國造文書に、大庭、田尻、揖屋等の庄は其滯領地たりし由數々見え、中世國造の別館ありて、神魂(カムスビ)社を建て、國内の惣社と爲し、神魂伊弉冊大神以下を祭れり、蓋意宇の神郡の府の舊蹟とす、後世に至るも國造火繼(ヒツギ)の禮を此社にて執行すと云、古事記傳に、眞名井は大庭社の東北十四五町山代(ヤマシロ)に在り、國造新嘗の時、此水を用ることを古の遺風なりと述ふ、此眞名井は風土記に「眞名樋山、郡家西北三里一百廿九歩、高八十丈周六里卅二歩、東有松三方並有茅」と云ふ、神名樋(カンナビ)の音義とす、（神名樋は眞名井と同所也）神賀詞に「遠止美乃水」とあるも、即此眞名井とぞ。

佐草(サダクサ)

（八重垣宮）

今大庭村の大字なり、佐草八重垣(ヤヘガキ)宮は大庭社の西數町に在り。懐橘談云、佐草の里の八重垣明神は、風土記佐久佐社なるべし、娵女(サクサメ)と云ふこと、雜說區々なり、八雲御抄歌枕頁材などには、しうとめの事とあり、一說に若き女をも申されし、又八醞の酒を醸し玉ふ故に、さかくさしと云心にて、猿はこれ酒酵也と云人も有り、當社の神主佐草(サクサ)氏は、彼の稲田宮主の後胤也と語り侍る、八重垣とは北垣、萬定垣、秘媛(ヒヤ)垣、方(カタ)垣、袖(ソデ)垣、大(オホ)垣、西(ニシ)垣、中垣とて八の垣に名あり、四月三日の祭には本社より御垣の二本の杉の下へ、遠陽の神光臨ならせ玉ふと申傳へて、榊に木綿付て、司官等鉾を持鼓をならし、大麻三百六十本をかざし、[illegible]豆を光臨の道にまき散らし、神酒を灌ぎ奉る、近世水無瀬氏成卿の歌に、

神の世の昔をかくる色なれや白ゆふ花のさくさめのもり、

若草のつまこめになく雉子哉、　宗長

花もその八重垣かこふ宮木哉、　同

前國司堀尾出雲守高晴朝臣男氏、當社の竹に生る竹に彫付侍る發句、

神垣や八重たつけふの霞かな、

此竹に彫、嘗に書たる筆蹟[illegible]、

佐久佐(サクサ)神社

今八重垣明神と云ふ、其[illegible]の[illegible]、大晦梓禦大社に同じく、三重の高欄の形あり、八重垣の外に木彫あり、（佐久佐神社）須佐能袁命の子、青幡佐草日子命を祭る、一に佐草社丁命と云ふ、此は上古熊野山の上に鎮坐利給ひて、即御魂を此山に坐奉りし神也（風土記文徳實錄三代實錄延喜式）後世其八重垣の宮祠を混じ、稲田姫に附會するは妄誕に似たり。（按にサクサは佐草の上古にあらずや）

岩坂(イハサカ)

今岩坂村と云ふ、大庭の南なり、[illegible]（風土記石坂に作る）西岩坂の小坂川[illegible]なり、[illegible]傳ふ伊弉冊尊の神魂を祭り、千引岩の舊蹟也と（神祇志料）巡拜記云、西岩坂の神納(カンノウ)山は高十丈許、周百間、古は神祠ありしと云ふも、今は亡し、此山と日吉の劍(ツルギ)山の間に、大なる岩石あり、之を千引(チビキ)岩と云ふ、伊弉冊尊のささへられて籠り玉ふ遺跡也。（伊賦夜坂を參考すべし）

星上山(ホシカミ)

東岩坂の東南峰にして、廣瀬の駒踊峠に連接す、風土記「高野山、郡家正東一十九里」とあるを此山にあてたる說あり、又風土記那富乃夜(ナフノヤ)社は此山に存すとも云ふ。

雲州軍話、天文二十年、毛利の軍勢は、島根洗合崎に移し城を築て、日夜の合戰不怠、尼子右衞門督晴久、同三郎四郎義久、富田の城を發張し、八幡星上に陣取て兩對す。

熊野(クマノ)大社

今熊野村に鎮坐す、國幣中社なり、此祠は風土記意宇郡の第一に舉け、杵築と相並びて、出雲の兩大社と爲す、紀州に熊野の大神を祭るも、此より移したる由と云へり。古事記傳に熊野は隱野(コ)の義にして、久麻と許母里と相通ふことは、冠辭考に見えと久美と通ふ山を云はれたるに同じと云々、此說宜くへし、然れとも「熊野大社こそ即須我宮趾なるへき」とあるは誤れり。

按に此神は國造神賀詞に「伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎、熊野大神、櫛御氣野命」と稱へ奉り、素戔嗚尊を祭る、記紀等に天穗日命の子、健三熊命に擬へしは、千慮の一失なり。文徳實錄・仁壽元年、出雲國熊野杵築兩大神、並加從三位、三代實錄、貞觀九年、出雲國熊七等從二位熊野神、授正二位など見え、朝家の崇崇亦至れり、當時杵築に比し、尚其上に在るは、其父祖にあたりませばならん、今義解に「地祇者、出雲大汝神等、是也」とある出雲[illegible]に、熊野神を指せり、神祇志料云、熊野坐神社は、今大草郷熊野村熊野山に在

(熊野)

り、即出雲の一宮也(本社所蔵[illegible]二年文書)比神は大名持命の御魂なるを以て、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命と云ひ、又熊野加武呂乃命とも申す、(出雲風土記延喜式)天平五年、大[illegible]出雲[illegible]四郡に神戸里あるは、並に熊野杵築二神に依奉りし所也(出雲風土記)大同元年牒に[illegible]に預れ(神封十五戸に十戸を加奉り(新抄格勅符)貞觀の[illegible]名神大社に列る、凡意宇郡を神郡とするは、此神在すを以て也(延喜式)承暦四年六月御卜に、此神の祟を[illegible]せる祟あるを以て、其司に中祓を科せ(朝野群載)[illegible]徳元年三月、將軍源義氏、熊野社五百貫及山川を寄奉りき(熊野社文書)凡毎年正月元日神饌を備へ、三月十二日鎭花神事、四月廿八日田打神事、九月十四日十一月新嘗等を大[illegible]とす、出雲國造[illegible]此社に預る、其初めて國造に任さるゝ時は、必ず先此神を拜奉り、毎年新嘗には本社の火切臼火切杵を奉る禮あり。(出雲式社考)[illegible]前神社、伊布夜社(風土記[illegible]門に作る)田中神社、楯井神社、諸玉神社等の式内社は、今皆熊野大社の邊に散在す、(遂井記神社[illegible]料)一説布吾彌神社も此地に在りと云ふ。

神代紀に「一書曰、少彦名命、行至熊野之御碕、遂適於常世郷矣」とあるを、纂疏には熊野とは意宇郡の山と注したり、按に少彦名命の常世國に[illegible]たまへる傳は、伯耆の夜見島にありて、夜見島と熊野は其地[illegible]遠からねば、御埼と云ふは其實夜見島の埼なるべしとも云ふ、倒の神代の説なれど、筆のついでにかくなん。

(天狗山)

熊野山（クマノ）

意宇川の水源、熊野村の山峰を云ふ、風土記に「熊野山、郡家正南一十八里、有檜檀也、所謂熊野大神之社坐」と述ふる者是也、その一十八里は御社殿の地にあたり、社殿の南更に今道二里にして、天狗山あり、本郡及び大原郡の境にあたり、熊野の高峰主山とす。

(熊成峰)

按に書紀神代の一書に「熊成峯(クマナスタケ)、而遂入於根國者矣」とありて、熊成を古傳「ソコナリ」と云ひ、書紀通證は熊成峯(ワニナリタケ)は[illegible]朝鮮にやと云へり、然れども熊とワニと訓むこと其[illegible]證を見ず、神代紀一書の八岐大蛇の古訓にワニとあれど、獸の熊をワニとよむべき證に取り難し、古事記傳に熊成はクマナスとよみて、熊野の舊傳なりと論ぜるに從ふべき歟、彼素盞嗚尊も此に祭り、此神此に居りて、其國へ入り玉ふと傳ふれば、崩去葬[illegible]の古跡とも謂ふべきにや。

懐橘談云、熊野山に鑚[illegible]あり(風土記にみえたり、今は賣炭の者多し、國造火を鑽き、火鑽臼(ヒキリイタ)とて火をもみ出す木を此山より出せり、寛治三年、毛利元就當國[illegible]の時、此熊[illegible]城を築き玉ふ、城主不及防[illegible]、子岩松丸を質に出し和を乞ふて和睦す、岩松丸は無双の男色たりしかば、元就近習衆に召加へられ侍ぬとぞ。

乃木（ノギ）

津田天滿の西南を乃木村とす、今福富(フクトミ)乃白の二村も之に屬す、風土記「津間抜(ツマヌキ)池、周二里卅歩」この抜池は乃木に在りと鈔本に注せり。乃木に一草傷ありて、佐々木出雲守義[illegible]高綱の墓と傳ふ、其實を知らず。

野白（ノシロ）

(名勝地志)

又乃白に作る、延喜式、野白神社は此に在り、風土記晉代に作り、晉代川、源出郡家正南一十八里須我山、北流入于海」と、海は宍道湖にして、須我山は忌部村と大原郡海潮村の堺頭を云ふ、今忌部川とも云ひ長二里。○又風土記に「野代海中、蚊島、周六十歩、中央涅土、四方[illegible]礒」とあるは今詳ならず、野代は乃白にも晉代にも通用すれば、其いづれにあたる歟、

忌部郷（イムベ）

和名抄、意宇郡忌部郷、○今乃木村、忌部村、玉造村是なり、山代郷の西南とす。

風土記云、忌部神戸、郡家正西廿一里二百六十歩、國造神吉詞奏參向朝廷時、御沐之忌里、故云忌部云々、然れども此郷名は又[illegible]部の玉[illegible]作に[illegible]る[illegible]なるべし、[illegible]、風土記の所謂[illegible]ふべし、又[illegible]正西[illegible]に[illegible]へし、下の玉造の條を見よ。

久多美(クタミ)神社(延喜式風土記には久多美)は今[illegible]村大字[illegible]山に在り、(式社記)此山は風土記に「郡家西南廿三里有社」と注せらる。

玉造（タマツクリ）

忌部の西を今玉造村と云ふ、即玉造川の山中にして、風土記に「玉作山、郡家西南廿二里有社」と見ゆ、其社は同書に見えねど、式内玉作湯神社ならん、又風土記云「自意宇郡家十字街、西一十二里、至野代橋、長六丈、又西七里、至玉作街、即分為二道、一正西道、一正南道」。

玉造氏の事は、古語拾遺に「天太玉命所率之神、名櫛明玉命、出雲忌部玉作祖」と、延喜式には「凡出雲國進御富岐玉六十連、毎年十月以前、令意宇郡神戸玉作氏、造備差使進上」と云ふ、玉工の居れるを知るべし、工志料云、櫛明玉命は能く玉を作り、以て天孫に奉仕す、後櫛明玉命の子孫、居を出雲に移し、玉を作るを以て職と為し、(居を出雲に移すことは出雲は[illegible]出する故なるべし)毎歳玉を朝廷に納へて貢獻し、其業を世襲す、是を出雲の玉作といふ、此子孫を玉作造玉作宿禰といふ、孝德天皇大化の改新を改革して、諸國の玉工の貢獻する所の玉及玉器は國司これを收む、而して後出雲國の外は、玉及玉器を獻ずるを停む、平安朝の制も尚て、出雲の國造及國司の玉を獻ずること尚く存す、國造の獻ずる所の者は眞玉(マタマ)なり、國司の獻ずる所の者は備子玉(キタマ)なり、是より後世多く[illegible]の玉を用ゐたり。○乃白玉造の山泉に、瑪瑙石を産出す、延喜式に「出雲國造、奉進玉六十八枚、赤水精八枚、白水精十六枚、青石玉四十四枚」とありて眞玉と云ふは蓋此等[illegible]なり、今其地を檢するに、石英[illegible]岩より成れる山泉にして、其岩

中に數條の玉髄質珪礫の細脈を通じ、クララ、オホ谷、ヨコヤ堀等數所に於て顯出し、或は水晶の結晶群をも夾雜す、クララ迫より大谷に至る間の露出岩は、砂噴狀を成し、其地下には深團と粘土相雜り、粘土中より玉髄偶礫を探見すへし、深團の地表に近き者、往々硅化木を埋藏す、(木理は卽玉髄に塡充せらるゝ也)大谷より西玉造温泉の邊には、青色瑪瑙多く、緑色紅色に[illegible]するもあり。

(富士名)

布自奈(フジナ) 今布志名に作り、湯町村に合併す、乃木と湯町の間に在り。延喜式、布自奈大穴持神社、并に布自奈神社は此に存す。○布志名の邊より、第三紀層の化石を採取すべし、地質金石の學者の往訪を要す。布自奈は富士名(フジナ)判官義綱の在住せし所也。(太平記)南山巡狩錄云、隠岐國の皇居に於て、中門警固しける武士、佐々木富士名判官義綱、ひそかに天下の亂未だ止まらざる樣を君に知らせ奉らばやとおもひければ、御前より官女をもて御盃を下されけるにつきて、しかく\のよし申上ければ、君もかれが志を御感せむ爲に、その官女を義綱にぞ下されける、(この女房[illegible]塩冶判官高貞の妻となり、延元四年三月、高貞が爲に自害せり)其後義綱は出雲國にうち越え、同志の者をかたらひ、御迎にまゐらんとせし所に、一族塩冶判官高貞、いかゞ思ひけむ、義綱をとりこめて、隠岐國へかへさず、主上は義綱の御待ありしかども、あまりに遅りければ、元弘三年閏二月、(案るに二月に閏なし、十二月閏月あれば、もし十の字を脱せしか、或は閏の字は衍文にや、閏十二月とすれば[illegible]とあはず)廿四日、皇居を忍び出させ給ふ、(太平記)去程に主上は船上山に居給ふよし、[illegible]に聞えしかば、馳せ集る官兵引も切らず、出雲の守護塩冶判官高貞、富士名判官義綱一番に參向す。

湯町(ユマチ) 今湯町村と云ふ、玉造川の末、宍道湖岸の邑にして、松江市を去る二里、名高き玉作の温泉此に在り。

玉作温泉は[illegible]、原泉、[illegible]池に於て[illegible]百四十度、浴槽に於て百度を[illegible]、寛永年中、國主より浴場の[illegible]を加へられ、七[illegible]來[illegible]、今に至り[illegible]大なり、枕草子に玉造湯とあるも此なるへし。○[illegible]云、玉造の湯は、古記に一度[illegible]は[illegible]形[illegible]也、再あらへば則万病悉[illegible]く、古より今に至[illegible]を得ずと云事なし、故に俗人[illegible]湯と云とあり、玉作湯の社、今の俗に湯谷の明神と云ふ是なるべし、かの[illegible]麗山の神女、温泉を出す類にや。

(神湯)

風土記、忌部神戸、(中略)[illegible]川邊[illegible]湯、所在[illegible]、[illegible]男女老少、或道路[illegible]、或は海中[illegible]、日集成市、[illegible]燕樂、一[illegible]形容端正、再[illegible]万病悉除、自古至今、無不[illegible]驗、故俗人曰神(カモ)湯也(後に風土記玉作湯の事を[illegible])神戸の條下に載せたれど、[illegible]に「玉作川、[illegible]郡家正西二十九里拜志山、北流入于海、有年魚」とあり、且[illegible]形を[illegible]、此湯は拜志郷に屬す、但し拜志[illegible]本[illegible]部の地を割きたるものなれば、かく湯を[illegible]部の下に載せしにや)

拜志鄕(ハヤシ) 和名抄、[illegible]。(今玉湯村大字[illegible]是也)、大[illegible]字林[illegible]す、玉作川此に在り、風土記に「拜志郷、郡家正西廿一里二百一十歩、[illegible]天下大[illegible]、[illegible]八口[illegible]、[illegible]時此[illegible]、[illegible]之[illegible]林[illegible]、故云林、神龜三年、改字拜志、即有正倉」と

來待鄕(キマチ) 和名抄、[illegible]。(今來待村是なり、)湯町村の西にして、宍道湖に臨む、風土記に此郷名なし、宍道郷より分ちしならん「但云、正西道、自玉作[illegible]一里、[illegible]八丈」と

來待(キマチ) [illegible]に、[illegible]書きてキマチとよませたるなり、されども、[illegible]を何か故にマチに[illegible]したるか[illegible]。延喜式、來待神社は風土記に[illegible]に作り、又云「來待[illegible]川、[illegible]郡家正西[illegible]八里[illegible]山、[illegible]至山田村、[illegible]北流、入于海」、後[illegible]日錄には[illegible]とあり。

宍道鄕(シシヂ) 和名抄、[illegible]宍道[illegible]。(今宍道村是なり、)來待の西にして、[illegible]川[illegible]に至る、延喜式宍道[illegible]亦此とす。(今俗シンヂと云)

風土記云、宍道川、源出郡家正西卅八里幡屋山、北流入于海、[illegible]、又云、宍道郷、郡家正西卅七里、所造天下大[illegible]命之[illegible]猪[illegible]、南山有二、一長二丈七尺、高一丈周五丈七尺、一長二丈五尺、高八尺周四丈一尺、追猪犬像、長一丈高四尺周一丈九尺、其形爲石、[illegible]、至今猶在、故云宍道。

(白石)

宍道神社、延喜式風土記には宍道村、大守白石(ハクイシ)の石宮明神にあたる、(遣祥記)又佐倉谷に佐倉(サエ)神あり、此社も風土記に[illegible]とあるにあたると云ふ。(神祇志料)

(佐雜)

佐々布(ササフ) 今宍道村の大字なり、風土記に「意宇郡、[illegible]郷、郡[illegible]、卅一里卅歩一」とある佐[illegible]此なり。太平記云、塩冶判官高貞、山[illegible]道より落ち[illegible]り、佐々布山に取り上げて、一軍せんと馬を早めて行きける處に、丹波路より落ちける若黨の中間一人走りつきて申けるは、[illegible]山(カゲヤマ)と申す所にて、[illegible]に追ひつかれて[illegible]、御[illegible]も[illegible]達[illegible]し[illegible]、判官是をきゝ、馬の上にて[illegible]、[illegible]にさして死しにけり、(太平記に、暦應三年、[illegible]に於て自害、[illegible]とあり、[illegible]に[illegible]自害をおなて下向、佐々布山に籠らんとして、[illegible]、自害に及ぶ、[illegible]首を濱田に埋めたりとて、今も其古墳を[illegible]人の傳ふる由述へたり)

元[illegible]記に、子息[illegible]佐々部(ササベ)にて[illegible]死の[illegible]見ゆ、[illegible]州[illegible]木、[illegible]なるべし、[illegible]なれば[illegible]して後の考を[illegible]。○[illegible]記云、山中[illegible]之[illegible]に[illegible]しければ、[illegible]山口を打立ち、夜日に次ぎ[illegible]上日[illegible](上日は上[illegible]にて[illegible]なるべし)に陣を[illegible]、山[illegible]に[illegible]て、[illegible]す、[illegible]

さして佐々部[illegible]御[illegible]、人数[illegible]として一番日
返[illegible]す、其内に不[illegible]也、行年廿[illegible]、各[illegible]す
と云共無是非、此由元就聞召、御愁歎不浅、仕去隆元當
陣[illegible]手合之合[illegible]有と仰られ、[illegible]之[illegible]山へ近く陣を[illegible]
ふ、隆之助も山六分に下る、然処に元就[illegible]陣[illegible]合の子細
有て、[illegible]元春其外各[illegible]論ふ、隆[illegible]申されけるは、
[illegible]見[illegible]る[illegible]に、御[illegible]合場へ参事、隆[illegible]は[illegible]不[illegible]
候、是非一合[illegible]可仕と切[illegible]る、各是を見て隆[illegible]に續て[illegible]
[illegible]掛る、隆之助不[illegible]、隆之助は無勢、此方は
大勢、[illegible]打に大勢打果、然共[illegible]は武略の達者にて、因幡
の國まで逃行。

伊甚（イシン）

今伊志見に作る、佐香浦に臨り、宍道村に属す、延
喜式出雲郡伊甚神社（風土記に伊甚に作る）此に存す、
[illegible]界の小[illegible]を見るへし、伊甚は[illegible]、伊[illegible]國造
[illegible]は天[illegible]比[illegible]の子[illegible]比[illegible]見え、伊甚國は此より
東國へ[illegible]し、[illegible]にして、[illegible]上總の[illegible]名と爲る、[illegible]出
雲[illegible]の[illegible]比[illegible]の[illegible]里とす。

（伊志見）

宍道湖（シンジ）

八束郡の西端にして、一大淡水湖也、西は簸（ヒ）
川郡に接す、東西四里南北一里半、其西に斐
伊川の諸流を承けて、其東大橋大崎の南岸により馬潟瀬
戸を經て中海に決す、又東北隅に佐陀川の疏水路ありて、
直に大海に通ず、此湖水は南北に屏立せる山脈を隔へ、
東方に低下する[illegible]、西方の簸川平野は直に大海に泥り、
其東往昔西方にも淺[illegible]して、湖北の山は全く一海島なり
しを證ふ、仍斐伊川の流勢[illegible]動の條を参看。
出雲[illegible]古知今[illegible]説云、宍道入海、古代は西海に通じ、
其後神門出雲[illegible]の中通の平地は出來つれとも、四百
年前、（一説天保中[illegible]）までは潮汐の往來ありし由、今
の北口迄は離島にてありしを、肥の大河西流して、其
土砂[illegible]塞し、今の神門出雲[illegible]三郡の平地出來つる
なり。

又云、出雲大川、[illegible]永十二年の洪水に、始て東に折れ、
[illegible]にて宍道湖と入、神門郡川[illegible]は沙濱となり、二
[illegible]
[illegible]云、宍道の湖水、竪六里横三里と稱したり、又佐
陀の海と曰ふ、天満（松江）の里近くよめ島あり、古記に
見えず、湖上に赤壁十六秀など云ふ奇勝あり、一歩に一
景、十歩に十步、花葉々[illegible]々、島[illegible]々魚[illegible]々、戸重々
樓亭々、[illegible]々人楽々、無聲の詩にも有聲の繪にも、寫
し難きは此風景なり。

[illegible]宍湖吟、送道光上人之雲州　　菅　茶山

乱山高下彩風連、中浩平湖緑[illegible]然、松江萬家水[illegible]郭、
粉[illegible]壁[illegible]晴[illegible]、沙歩西[illegible]幾十里、村村[illegible]夕陽紫、
釣[illegible]出[illegible]段[illegible]、[illegible]、[illegible]最清妍、
白王[illegible]子[illegible]、地[illegible]從來少遊客、絕勝如此未有作名
[illegible]世間、光師風流思林徒、今秋卓錫湖水隅、豈無李白
[illegible]、自今呼作[illegible]湖、送君北指[illegible]、恨不同舟
[illegible]、好向月中[illegible]此曲、[illegible]出[illegible]記彷彿當時景、

島根郡（シマネ）

明治二十九年廢して八束郡へ入る、中海及び
宍道湖の水[illegible]を以て西南を限り、東北は大海
に至り、全く島嶼の形狀を成す、面積凡九方里。

島根郡は風土記に「所以號島根者、國引坐八束水臣津野
命之[illegible]給[illegible]名、故云島根」とあれど脱字ありて其文
意明ならず、然れとも其地形と[illegible]音の上より推せば、島
嶺の意なることを疑ふを容れず、俗説斯に出雲小[illegible]を引
き「島根國は[illegible]山（ウキナミ）とも呼ひ、昔[illegible]に浮ひてより來し地」
と説き、其後島根秋鹿楯縫の三郡に分つと曰へり、浮浪
と云ふは國の國引の類なれば、措きて問はず、其地形の
海上に浮ふ狀ありて島嶺と唱ふること、名詮自性とも謂
ふへし、和名抄之末爾と註す。（一説島根の語につけて、
根の[illegible]國は北[illegible]云ふ、出[illegible]、[illegible]す
へし）

松江（マツエ）

本州の[illegible]にして、宍道湖の東[illegible]なる[illegible]江に臨む、
今市制を布き、人口三万五千、山[illegible]と稱
す、島根縣治此に在り、鳥取を去る二十五里、[illegible]
る三十五里。

松江は[illegible]島根意宇の[illegible]部[illegible]堺に當り、城郭北に在り、市
[illegible]南に在り、南北一里東西二十町餘、大橋川之を貫[illegible]、
河内を白潟と呼び、河北を末次と稱す、河[illegible]に通じ
て、市内舟行の便あり、首[illegible]なる街路を末次本町、白潟
本町、天神町とす、商[illegible]して百貨を[illegible]す、天神町
の南端に天満宮あり、其[illegible]内を[illegible]す、一の[illegible]
[illegible]なり、天神町の南に[illegible]一[illegible]、[illegible]川と云ひ、其南
を松江分町と稱し、津田村（スエツグ）[illegible]接す。
按に松江は慶長年中堀尾氏末次に築城し、江中の名産鱸
に因みて、漢土の松江（スンゴウ）に想ひ合せ、新に[illegible]名したりとも
云ふ、（雲[illegible]）又松江の名は堀尾氏の新[illegible]にあらず、太
平記に[illegible]く見ゆとも云ふ、（雲[illegible]）[illegible]れか是なるを知ら
ず。

松江　　仁科　白谷

竹枝草鞋上幾[illegible]、[illegible]野[illegible]半[illegible]風、此夕湖南春水漫、
一篷[illegible]雨下松江、

松江大橋　　劉　石秋

市聲城影[illegible]間、獨[illegible]湖日往還、立杖[illegible]通橋上[illegible]、
小[illegible]山對大仙山、

西宙之秋、濱田[illegible]、余與三四近臣、[illegible]
[illegible]州、[illegible]松江[illegible]外、[illegible]萬狀、[illegible]千[illegible]乃書
懷、　　生田　精

寒波[illegible]々夕陽[illegible]、[illegible]、半[illegible]九日、
終宵[illegible]中秋、江湖不[illegible]、林[illegible]、
寸地尺天[illegible]、何[illegible]、

天満（テマ）

（手間）

又手間に作る、馬潟瀬戸の中なる一洲にして、今松江市に屬し天神町と稱す、手間と津田の間なる鹹水を天神川と呼ふ。懷橘談云、爰に一つの小島あり、是を手間といふ、俗天満と書くは誤なり、貴賤男女舟に棹し逍遥す、納涼の地にして、此州の一蓬萊也、古歌あり故に源顯仲か歌に

さりともと思ひしかども八雲たつ手間の關にも秋はとまらず

と詠しは是也、古祠あり、手間の天神なりしを、天満と俗に聞きあやまりて、菅君天満天神なりと人々おもへり、是は少彦名の命の神祠なり、五條の天神と此手間の天神と、同躰の神なり、五條にて今も毎年節分には、人皆此社に詣て餅及び白米（シラゲ）を奉り、疾病を除かんと祈れり、是又神代の遺風なるへし、毎年除夜には無量の烏賊魚どもが、此島の邊りへ聚り侍るを、漁人網を曳て取けるに、神祠へ參詣とげたりし魚は、背上に黒點あり、參詣遂けぬは黯なしとなん申ける。

（白潟）

按に天満白潟（シラカタ）等、大橋川以南は、舊意宇郡の域とす、天神川は近世松江城主より、防禦の爲めに開鑿せられし新渠講にあらすや、不審。又巡拜記に、延喜式、意宇郡賣布（メフ）神社は白潟本町に在りて白潟明神と稱すと述べ、懷橘談には「白潟今は府の城下なり、女月尾明神坐す、誓願寺といふ淨土宗の梵字あり、昔毛利元就公富田の城を攻落し、國中平均の後、此白潟には毛利元康を置きて守らしむ」と說く、女月尾は風土記意宇郡賣豆貴社を指す。

松江　　黄石

舊邦形勢冠山陰、最勝名區景象森、市陌縱横亞都府、城樓突兀俯湖潯、初來客覺風光美、久住人誇海味深、應似武昌幽絕處、便同坡老滯留心、

松江城址（マツエ）

松江市の北偏末次に在り、凡大橋川の北、城下の市街及び法吉村の西南臨水の地は、皆古の末次村とす、慶長五年、堀尾帶刀吉晴遠州濱松より轉し二十三萬五千石を給せられ、富田城に入部せしが、末次の形勝を相して之に修築す、尋いて家を長子出雲守忠氏に讓りしが、忠氏卒し嫡孫忠晴尚幼稚、吉晴再び國務を聽き、十七年に至り卒す、忠晴家を襲き出雲侍從と稱す、寛永十年病卒、子なし、封除かる、京極宰相高次小濱より轉し、雲隱二十六萬石を治す、十四年高次卒し除封、越前宰相忠直の少子出羽守直政に本城を賜ひ、十八萬石の田土を附せらる、子孫相續、明治維新に至る。○懷橘談云、末次は嶋根郡也、末次の明神坐す、白潟は意宇郡也、此二邑今は松江と云、唐土の松江（スンゴウ）に地境相似て、鱸魚蓴菜又多し、故に先國主慶長年中富田の城を此地へ移し、松江と名付ぬ、湖水を東西南北にほり入たれば、船の往來自由にして、商賣運送に便あり、實に本朝無雙の金城、中國第一の天險也、城下に熊野權現稻荷伊勢の宮など、諸神の社有り、其外寺佛閣又多し、府城の艮隅に金剛寺と云寺あり、毎月國家の繁榮を祈り侍る。大八洲記云、松江、橋北曰末次、有故城、舊松平侯所治、乃堀尾氏所築、有士族第地、市街連檐、橋南曰白潟、市街最爲殷賑、合稱曰松江、居民三万八千、商賈輻湊、舟運便利、舊松江侯、其封不及鳥取、殷富過之、爲山陰第一都會者、蓋以舟運之便也、維新後置島根縣、治本國、明治九年四月、併治石見國、九月亦併鳥取縣、治因幡伯耆隱岐三國、十五年鳥取縣復立、隱岐因屬本縣如故、聞之松江藩封十八万餘石、其實過三十餘万石。

島根縣廳

舊松江城の郭内殿町（トノマチ）に在り、出雲六郡、石見六郡及び隱岐島を管治す。

舊城の西に東照權現の神社存す、興廢詳は湮絕已に久し、懷橘談云、湖水の邊に東照權現宮あり、後は高山、石の甃表湛にうつり、丹の玉垣日に映し、近年室に珠瑩の寶地となり侍る、市賤と云所、湖上の邊に舊國司神の古廟あり、今はまおり通ふ人もなけれとも、祠字猶存せり。

末次（スヱツグ）

此大字は今法吉村に屬す、然れとも古の末次は大橋の北岸、松江城邊一圓の稱なり、風土記島根郡式外の須衛都久社あるに因れば、亦舊名と謂ふべし、末次城は陰德太平記に見ゆ、松江城の前名なるへし、島根城（九州軍記永祿六年）と云ふも此歟、又末次氏あり。

伯耆志、出雲の守護五郎貞清の二男泰清、隱岐二郎左衛門尉と號す、泰清の四男富田四郎左衛門尉義泰、出雲富田に居る、其四男六郎氏清、末次に居る、因て姓とす、是當家の祖なり、末次は今の松江の地なり、次男長十郎清鎭、弘安四年蒙古追討の一將たり、其三男修理大夫佐鎭、其次男上總介佐隆、元弘中鹽谷高貞に從て戰功あり、其子淡路守信宗、足利氏に仕て功名あり、内匠介忠豐、永正中尼子經久に屬す、陰德太平記に見えたり、其子修理亮忠定、尼子氏に從て安藝に戰ふ、長男縫殿介定昌、出雲星上合戰の役、感狀を賜はる、

去七日、於星上合戰之刻、首三ツ討捕之、寔盡粉骨之條、令感心者也、向後無二之志專用候、仍而狀如件

永祿四年霜月五日　　義　久

末次縫殿介との

二男次郎太夫定房、出雲島根郡にて毛利勢と戰て功あり、又感狀を賜はる

去八月八日、於島根郡白鹿城下馬潟原、與毛利一戰之刻、抽諸卒走回、殊首一つ討捕之、高名無比類候、不可忘忠勇者也、仍狀如件

永祿六年八月十八日　　義　久

尼子右衛門尉

末次次郎太夫との

此後末次氏も毛利家へ屬し、遂に退轉す。○巡拜記云、末次茶町に熊野權現あり、即須衛都久社也、この須衛都久と云ふ事は伊賀那岐神の靈德を表示し、名附けぬるにや、是れやかで子孫繼續の義と聞こゆ、今は辱けなくも

養君の産土に大神と立せ給ひ、最初茲に叶へり、鎮坐の舊地は今の城山なりしを、慶長築城の時此に移し建てらる。

(荒隈)**阿羅波比**(アラハヒ)　末次の西偏にして、今外中原と云ふ、照床明神あり、即風土記、島根郡式外阿羅波比社にあたる(巡拜記)阿羅波比後世荒隈又洗合(アラワイ)に作り、毛利元就の尼子を攻撃したる時、此に向城を起し、以て白鹿山に迫まれり。

懷橘談云、荒隈は毛利元就白髮の城を攻玉ふ時、先此處に本陣を取、諸卒は佐陀末次に充滿せり、弘治三年七月下旬、白髮近邊の竹木を切、八月朔日白髮の城を攻玉へとも、城の險難、地の利を得たる處なれば、力攻めには叶ひ難しとて、此荒隈に普請をせられける、山の頂平なる處に砦塲をほり、道木をかまへ、廣六十間四面に陣屋を立たり、諸士も四方の谷々に營幕をはり、外に町屋を立て、商買の道を通ず、陣久しければ、京都より曲直瀨紹知告齋道三を呼下し、山嶂の毒霧を除く、道三此地に滯留の時、實陣夜話といへる醫方の書を編たりといへり、或は連歌師を招て千句を興行し、或今春大夫を召て能など有しと也、此あたり滿願寺にて櫻を見侍りて、元就のよまれける、

　猶はみ山木ながら花ぞともけさ白露の玉椿哉。

按に毛利氏の雲州陣は永祿中の事にして、尼子義久の富田城役落は永祿九年に在り、懷橘談に之を弘治中の事とするは誤れり。

法吉郷(ホホキ)　和名抄、島根郡法吉郷。○今法吉村并に松江市の末次の地にあたる、大字法吉は松江城址の正北白鹿山の麓とす。

風土記云、法吉郷、郡家正西一十四里二百卅步、神魂命御子、宇武加比比賣命、法吉鳥化、而飛度靜坐此處、故云法吉、又云、法吉社、(按に法吉神は延喜式にも載す、今宮谷の大森明神是也、神魂神は主伊弉冊命にして、古事記に「神産巣日之命(カムムスヒ)、乃令作𧏛貝比賣與蛤貝比賣(ウムカヒ)、令作活大穴持神」と見ゆるを本據とすべく、加賀郷の條に參考せよ、法吉は寶の古名なり、其寶螺のホホと云へば此名あり)又云、法々吉坡、周五里深七尺許、當夏節尤有美菜、又云、前原埼(サキノハラ)、東北並龍壁、下則有陂、周八十步深一丈五尺、三邊草木自生、鴛央鳧鴨、隨時常住、陂之南海也、即陂與海之間、東西長一百步、南北廣六步、松蓊鬱、濱鹵淵澄、男女隨時叢會、或愉樂耽遊忘歸、常燕喜之地矣。(この前原は今詳ならねど、法吉郷の中にて、末次荒隈の邊とおもはる)

(白鹿)**白髮山**(シラガヤマ)　白鹿(シラガ)にも作る、法吉村の北嶺にして、其高處を眞山(シンサン)と云ふ、尼子氏の將之に據り、毛利勢を防ぐ、城塞址あり。

懷橘談云、此白髮城は尼子晴久の妹婿、松田左近將監を大將として、其舍弟兵庫頭等楯籠る、城の麓常福寺と云禪院は、松田か末子不門西堂と云惡僧、出丸を搆へ一族四人楯籠る、本城より三町餘を隔て營あり、松田二郎三郎是を守る、是を小白髮の城と云、抑此城は北西殊に高山あり、弘治三年、毛利元就當國發向の時、春の末には青麥をかり、秋の初には稲葉を薙、敵をつからかし軍久しくさらし、食攻めにせんと議せられける、白髮の城と荒隈の陣、纔に三十町を隔て、日夜矢軍計にて、月日を送りける、或日吉川か陣へ矢文を射けるを開て見れは「元就は白髮の絲にとぢられて引もひかれず夜もよられず」とぞ書たりける、折節大庭入道宗分其陣に居たりければ、返歌に「義久が命と頼む白髮糸今ぞ引きさる安藝の元就」と書せて返させけり、時に元就へ降參したりし國中の諸武士連判の狀を書、隱洲寺の僧和多坊を使にて、不門西堂へ、松田和睦し玉へと書遣しけれとも用へす、城はほどなく落にけり、其後富田の城も落て、國中の無爲に成しかば、此白髮の城をば破却し、新山に多賀の元信をぞ置かれける。○雲州軍話、其比大江元就は、荒隈(アラハヒ)に在陣し、白鹿の城を責て坐ける、尼子伊豫守義久三萬餘騎を率、八幡尾上陣を取城を相輔んと競勤す、此白鹿の城は山高く嶮より麓を見渡し、雖昇險山なれば、石州銀山の金堀を呼寄、上下左右二間の穴仕寄を堀り、即時に二の郭を乗落す、城中兜角可叶樣なく、松田誠人助甲を脫て降人と成る。

(合法)

新山城址(シンザン)　白鹿の山中に在り、一に眞山に作る、白鹿落城の後、毛利氏此に築きけるを山中鹿之助之を奪て、尼子氏を安置して、勢威一時に震耀したり。

安西軍策、尼子勝久三千餘騎を引率して、永祿十二年、國中を打隨へんと、新山を攻落し、勝久居城とし、天野紀伊守隆重富田の城に楯籠けるを攻めたりけり、又雲州軍話、因幡伯耆兩國大半、山中鹿之助に歸服しければ、尼子勢は出雲國島根郡新山に陣取り、若狹の旗を推立たり、新山の城主多賀兵部少輔は、累年尼子の恩顧確からざればとて、己れが城を開去て、勝久舅八兄弟を安置す、元龜二年七月に至り、新山の尼子主從もこらへかね、損落して加賀郷桂島へ渡る。

水草川(ミクサ)　持田(モチダ)村の澄水山に發源し、西南流、松江濠の東北に於て、城市の濠渠を相通ず、長二里半、

風土記に「水草川、源二、一水源出郡家東北三里一百八十步毛志山、一水源出郡家西北六里一百六十步同毛志山、二水合南流、入于海、有鮒」。

山口郷(ヤマグチ)　和名抄、島根郡山口郷。○今持田村、東川津村、西川津村是なり、法吉郷の東北、水草川の谷を占む。

風土記云、山口郷、郡家正西四里二百九十八步、須佐能烏命御子、都留支日子命詔、吾敷坐山口處在詔、而故山口負給。

布自枳美埼(フジキミ) 今[illegible]山(タケ)と謂ふ、松江市の東一里餘、直立三千七百呎、島根郡の最高峰とす、布自伎美神社(延喜式)此に在り。○風土記云、布自枳美高山、郡家正南七里二百十歩、高二百七十丈、周一十里、有烽(トブヒ)(嶺の西麓を川津(カハツ)村とし、東は中海を下瞰して本庄村あり、南は朝酌村とす)

(川津)

持田(モチタ) 水草川の源なり、西持田、[illegible]谷に大宮の神あり、風土記に(式外)持田社是なり、(道祖記)大字福原の邊を忠野(シノ)と云ひ、風土記に「[illegible](セシン)、郡家西南三里一百歩、無樹木」とあるにあたる、忠野の北に澄水山あり、風土記に「毛志(モシ)山、郡家北一里」とあるにあたる、澄水は布自枳美より稍低しと云ふ。

(忠野)

朝酌郷(アサクミ) 和名抄、島根郡朝酌郷。○今朝酌村是なり、法吉郷の東南にして、[illegible]瀬戸中海に臨む。風土記に「朝酌郷、郡家正南一十里八十四歩、熊野大神命詔、朝御餼勘養、夕御餼勘養、五贄(イツニヘノタミ)緒之處定給、故云朝酌」とありて、熊野大神の贄を奉れる里と云ふ。風土記、式外、朝酌上社下社今に存す。

朝酌促戸(アサクミノセト) 今馬潟(ウマカタ)瀬戸と云ふ。風土記云、朝酌促戸、渡、東有通道、西在平原、中央渡則、筌亘東西、春秋出入、大小雜魚、臨時來湊、筌邊馳駭、風壓水衝、或破壞筌、或製日腊、於是被捕、大小雜魚濱譟家闐、市人四集、自然成廛、自茲以東、至于大井濱之間、南北二濱、並捕白魚、水深也(按に朝酌の東、中海に臨みて大井大海の二大字あり)、風土記に「大井濱則、有海鼠海松、又造陶器也、邑美(オホミ)冷水、東西北山並嵯峨、南海澶漫、中央鹵[illegible]、男女老少時々叢集、常燕會地矣」と載す、邑美は即大海に同し、此邊は意宇の國廳の對岸にして、往時公私遊宴の勝地たりし状想ふに足る、今は幽閑の村里にて、市廛のなごりさへなし)

(大井) (邑美)

闇見(クラミ) 今本庄村に併すなるへし、久良彌社(風土記)は大字新庄、椋見(クラミ)に在り、此地は島根郡[illegible]址にして、當時千[illegible]に屬せるに似たり、風土記には餘戸里を[illegible]、[illegible]千酌に[illegible]南なる地を餘戸と[illegible]也、闇見の名は、風土記國引の條に「亦北門、良波乃國(一本[illegible]に作る)矣、國之餘有耶見者、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛闇々耶々爾、河船之毛々曾々呂々爾、國々來々引來縫國者、自宇波折絶而、闇見國是也」と見ゆ、島根郡布自枳美高山の左右の地を、闇見之國とも唱へしを知る。

久良彌神社(クラミ) 延喜式に見え、同社坐[illegible]自別[illegible]社と相並ふ、[illegible]式[illegible]社を[illegible]すへし、○道拝記云、新庄(シンジヤウ)村くらみ谷の稲荷大明神は、久良彌[illegible]なり、[illegible]傳[illegible]へし[illegible]神と云ふ、按に[illegible]へは風土記餘戸里の[illegible]にて、新庄なる本社[illegible]を云へる也、凡此は佐田川より東は今の手角村とて、實に闇見國とも云はれけるを、今は僅に椋見谷の小名に殘れる也、國引の[illegible]に符合すへし。新庄の南なる大字上宇部(カミウベ)[illegible]に女竹(メタケ)あり、[illegible]東に連り、竹宮[illegible]あり、是は風土記に「女[illegible]山、郡家正南二百卅歩」とある[illegible]に當る。

(新庄)

本庄(ホンジヤウ) 今新庄、別所、手角等を合せ本庄村と云ふ、其本庄の町と稱する地は、戸數五百、中海に臨める小市街なり、松江の東北二里とす、本庄の川[illegible]に河上神社あり、風土記延喜式に見ゆ。按に今本庄町の東北一里許に、長海(ナウミ)の大字あり、正應元年鎌倉[illegible]下文(東寺[illegible])に「[illegible]大寺[illegible]料、長海新庄」とあり、長見新庄とは今の新庄にして、本庄も長見庄の[illegible]なるへし、中世千酌の餘戸里[illegible]、名亡ひて、長海庄と曰へるを想ふに足る、長見社は今長海の杵[illegible]田の神是也、風土記延喜式に見ゆ。

(長海)

手染郷(タシミ) 和名抄、島根郡手染郷。○今本庄村是なり、其東北偏に手角(テズミ)の大字遺る、手染の訛れる也。風土記云、手染郷、郡家正東一十里二百六十四歩、所造天下大神命詔、此國者丁寧所造國在詔而、故丁寧負給、而今人猶誤、謂手染郷之耳、即有正倉。

(手角)

枕木山(マクラキ) 本庄村大字別所(ベツシヨ)の上にして、澄水山に連接す、舊名大倉(オホクラ)山と云ふ、風土記「大倉山、郡家東北九里一百八十歩」、又云、「長見川、源出郡家東北大倉山、東流、大鳥川、源出郡家東北一十二里一百一十歩墓野(ツカノヤマ)山、南流、二水合東流、入于海」。

別所、花蔵(ケゾウ)寺は、智元和尚開基、天台宗にて藥師佛を安置し、往時は富田の[illegible]寺、[illegible]也、四寺とは能義郡の雲樹寺、富田の城安寺、花蔵寺、安國寺を云ふ[illegible]山なり、中世東陽寺の僧[illegible]此山の住[illegible]、[illegible]山と云ふ額を掲け、禪坊とす、([illegible])式[illegible]は枕木山花蔵寺の見にて、父は意宇郡熊野の佐人也、[illegible]は永見(ナガミ)(長海)の里也、[illegible]を紀州熊野山の別當湛増の子と云ふは誤れり。

(花蔵寺) ([illegible])

大根島(ダイコン) 本庄の東、中海の海中に在り、方二十町許、山[illegible]ならずと雖、亦水田なし、人口五千、今波入(ハニフ)二子(フタコ)の二村に分つ。風土記云、[illegible]島(タコ)、周一十八里一百歩、高三丈、古老傳曰、出雲郡杵築御埼、有[illegible]、天羽々鷲(タク)、掠持飛來、止于此島、故曰[illegible]島、今人猶誤栲島耳、土地豐沃、西邊松二株以外、[illegible]之類生[illegible]、即有牧、去陸三里。○[illegible]云、大根島[illegible]、風味宜しければ、かく名つけ侍る[illegible]、[illegible]蛸島とも云、昔伯耆國の人[illegible]人を[illegible]、[illegible]時、出雲の人の[illegible]に、出雲なる栲(タク)島たにもたかぬ木を木梨の里に何をたくらん

([illegible]島)

て、是古事なるよしを申て、其外に賜ひけりとぞ、たく島は此大根島なり、未なくして里には伯州弓の濱米子湊を申なりと云る、又神火島と云ふは此岐國明火權現此島に管ましし故にかくいはひたるとぞ

江島（エシマ）　古名蜈蚣島、大根島の東北五町に在り、周回二十一町八口四百、水田あり、今大根島の二子村に属す、伯耆夜見濱の岸を距る二町許。

(蜈蚣島)　風土記云、蜈蚣島（ムカデ）、周五里一百卅歩、高二丈、古老傳曰、有蝋蛸食来蜈蚣、止居此島、故云蜈蚣島、東邊神社以外、皆悉百姓之家、土體豐沃、草木扶疎、桑麻豐富、此謂所謂島里是也、去津二百一十歩、即自此島達伯耆國内夜見島、磐石二里許、廣六十歩許、乘馬猶往來、鹽滿時深二尺五寸許、鹽乾時者、已如陸地。

森山（モリヤマ）　今森山村と云ふ、手角の東にして、中江瀬戸の北岸なり、延喜式、横田神社は今下宇部尾に在りしを、森山に移す、下宇部尾は今森山村の大字にして、舊名横田と曰へりとぞ。〔巡拝記〕

(粟江促戸)(和多多)　中江瀬戸（ナカエ）は風土記に粟江促戸（クリエ）二百一十六歩とありて、伯耆國弓濱の外江村と、森山村の間也、長凡五十町、中海と美保灣を通ず、（伯耆中江瀬戸を着よ）又風土記に「和多多島（ワタタ）、周三里二百廿歩、有椎木、棘、去陸渡一十歩、不知深淺、美佐島、周二百六十歩、高四丈」とあるは今下宇部尾の和多々島の事に在る歟。

美保郷（ミホ）　和名抄、島根郡美保郷。○今美保關（ミホノセキ）村及び森山村なり、島根の東端に突出したる一大地角にして、其角端を美保埼又地藏埼と云、美保灣と云ふは其南に凹入せる海水を指す。

風土記云、美保郷、郡家正東廿七里一百六十四歩、所造天下大神命、娶高志國坐神意支都久辰為命子、奴奈宜波比賣命、而令産神御穂須々美命、是神坐矣、故云美保。

美保神社（ミホ）　延喜式に列し、今國幣中社に列せらる、風土記に「美保濱、廣一百六十歩、西有神社、北有百姓家、猶志里魚」とある此なり。○さて神代卷に、事代主命が三穂埼に遊行したること見ゆれば、神御穂須々美とは、其事代主の別名なるべし、古事記云、大國主神答之、我子八重事代主神、為鳥遊取魚、而往御大（オホ）之前、未還、故云々。

美保關（ミホノセキ）　今美保關村と云ふ、松江の東八里、境港の東三海里、美保濱の北岸、地藏埼の内、一海里許に在り、小灣を抱き、戸數四百。山陰道の海埠にして、古より其名著る、關とは中世海路に東西を往き、往來を監視せしめしを以て也、諸州に其例多し。

(三尾大濱)　美保を中世の書には多く三尾（ミヲ）に作る、東鑑承久三年七月、後鳥羽上皇遷幸の條云「自御十出雲國大濱（オホハマ）湊、於此遷坐御船、御供勇士等給暇、大略以歸洛、付此便風、被獻御歌於七條院、并修明門院等、

知るらめやうきめをみをの浦千鳥なく〳〵しぼる袖のけしきを。」

六代勝事記亦云、出雲國大濱に着せ給ひ、島羽院の御おもひかぎりなど、あはれをつくして、

たらちねの消やらでまつ露の身を風より先にいかでとはまし、

波風の響につけても、ひまなき御心のうちはちゞおぼしめしやらせらるべし。

梅松論、元弘三年三月、後醍醐帝隠岐遷幸の條に「御旅の日數、十余日を經て、御舟出雲國三尾の浦に着給ふ、かりに當津に有ける、古き御堂を一夜の皇居とす、とみいまだ六波羅に御座のとき、板屋にしぐれのはら〳〵と過けるをきこしめして、

住なれぬ板やの軒のむらしぐれ聞につけてもぬるゝ袖かな

とありし御製せに、忝なかりし御事なるに、まして此皇居こそ思ひやり奉りつゝ、袖を濡さぬ者こそなかりける、次の日頃て御舟に召れしかば、御送の輩も同じみをのつより暇を申てとゞまりける。（名和氏紀事に曰く、四月朔日美保の關にて御乗船、

さもこそは月日も知らぬ我ならめ衣替せし今日にやはあらぬ、（略）

二日、御船隠岐國に着く、按月日は皆誤聞あり、今大日本史に從ふ、按大平記に京を出させしてより、御舟二十三日にして、三保の關に着たまひ、二十六日にして隠岐に着給ふとあれば、三月十九日に美保關に着たまひ、當日より四月二日まで、こゝに御逗留ましまししよし也。○安西軍策云、隠岐爲清は山の手を肝要に固て、宍道の兵を差遣、吾身は四百餘騎にて、三保の古寺に陣を居、敵の寄ん方へ向はんと、油斷して居る處へ、山中鹿助幸盛に寄立られ、三保關の林の中へ逃入ける、爲清は小舟に取乘落去る、山中に寄る者ども三百餘人討捕、太刀刀を奪取、一命を助て大根島へ放ちけり。○細川玄旨法印九州道記云、天正十五年三月廿六日、伯耆國みくりやより船を出して、出雲國仁保の關に上り、見物し侍りて、うれより漕つたひ行に、にしきの浦といへば、曹府をとゞめて「ふねよするにしきの浦の夕波のたゝむや錦る名残なるらん」かやうに口すさひて、其わたりちかきかゝと云ふ所、漁人の家にとゝまりぬ。（今按この仁保もミホなるへし）

御大御前（ミホノミサキ）（ミホノゴゼン）(地藏埼)　又美保埼に作り、後世は専ら地藏（ヂザウ）埼と云ふ、美保關村の東にして、巖岸聳立、風濤衝激す、東少北二町を隔りて、地御前礁あり、其東二町に十貝礁（ワフラリ）あり、又十八町にして沖御前礁あり、此埼は美保灣の西角にして、東方御来屋埼と相望むべく

古事記云、大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穂乘天之羅摩（アメノカヽミ）船、而内剥鵝皮剥爲衣服、有歸來神、爾雖問其

(三穂埼) 名不答、此者神産巣日神之御子、少名毘古那神。(按に日本紀には此事を五十狭々小汀の事と爲す)神代紀云、事代主神、遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂。(原注、三穗此云美保、一書作三津之碕)〇風土記に三穗埼は、夜見島と共に、高志の都々の埼より國引したる由を記き、又「美保埼、周壁嶮崖崔嵬」と見え、其次に等々島志島とあり、此島は今云ふ御前の岩嶼なるべし。

雲津浦

(久毛等) 美保關の北、大海に面せる濱岸にして、風土記に之を「久毛等浦、廣一百歩、自東行西、十船可泊」と載せ、久毛等の西に、須田濱、結島門等ありて、質留比浦に至る由見ゆ。〇雲津浦、十八町餘、諸種の岩層傾斜嶮峭なる絶崖、高さ數十丈、累々乎として將に墜ちんとするが如きものあり、突如として數尺の將に斃らんとするが如きものあり、蔥々たる松樹は之に倚りて睡り、鬱々たる瀑布は石を衝て碎く、(名は尾野戸、高さ卅尺)時々北風海面を掃て濤聲殷々又雷々、眞に意外の壯觀なり、若し夫れ中秋舟を泛へて茲に遊はゞ、誠に赤壁の名に背かざるを知らん「江風山月滿孤舟、斗酒隻魚好此遊、一起蘇軍着筆、雲州赤壁眞黃州。」(地學雜誌)

海東諸國記に「成化・丁亥年、稱[illegible]送、遣使來朝、書稱出雲州大保關、鄕左衞門大夫藤原朝臣義忠、公順、同年遣使來賀、書稱出雲州見尾關處、松田備前太守藤原朝臣公順」とあるは同地より二使の朝鮮に入りしを見るへし、又「已丑年、來朝書稱出雲州留關海賊大將藤原朝忠」とある留關は、其地を知らず、佐田の二字を留にあやまれるが如し。

七類浦

雲津の西にして、今片江村に屬す、小灣を抱き、東に向ひて開く、久宇島(風土記云周一里卅歩高七尺)屋島、船島、赤島(丼に風土記に見ゆ)等あり、港灣の北方を遮る、強北西風の時、船舶の避泊するもの多し。此浦は風土記に「質留比浦、廣二百二十歩、南神社、北百姓之家、卅船可泊」と見え、質留比社と云ふもあり。(質留比)

方結鄕

(片江) 和名抄、島根郡方結鄕。(今片江村と云ふ、美保鄕の西にして、千酌鄕の東とす、風土記に「方結鄕、郡家正東二十里八十歩、須佐能烏命御子、國忍別命詔、吾敷坐地者、國形宜者、故云方結」とあり、又門江社(式内)方結社(式外)に名見ゆ、其方角を按ふに正東とあるは、北東の誤りなるへし、又風土記に「粟島、周八十丈高一十丈、玉結濱、廣一百八十歩、有碁石、東邊有唐砥、又有百姓之家、小島、周二百三十歩高一十丈」などあるは、今七類と片江の間に、青島、玉井、小島など存す。又風土記に「方結濱、廣一里八十歩、東西有家、[illegible]開埼、有二窟、[illegible]島周一百廿歩、[illegible]島周八十二歩高一十五尺、須義濱廣二百八十歩、衣島周一百廿歩、中鑿南北船往來也」と見ゆ、須義濱は今片江の西に菅浦と云ふにあたる、須義社と云ふも此に存せり。

千酌鄕

和名抄、島根郡千酌鄕。(今千酌村、野波村是なり、方結鄕の西北にして、其突出の地角を多古鼻と云ふ、雲州に於て極北の限とす、正北に隱岐島を望む、古は千酌驛と稱し、隱岐に渡る津頭と爲したり。)

風土記云、千酌驛、郡家東北一十九里一百八十歩、伊佐奈枳命御子、都久豆美命、此處坐、然則可謂都久豆美、而今人猶千酌號耳、(鈔注云、都久豆美とは、古事記の「月讀命、夜食國所知」とある大神を指す歟、日本紀には月讀と云へり)又云、千酌濱、廣一里六十歩、東有松林、南方驛家、北方百姓之家、此則所謂度隱岐國津是也。

出雲なるちくみの濱の朝なぎに漕出行けば澳の島見ゆ、(璁玉集)

風土記に又「稻上濱、廣一百六十歩、有百姓之家、稻積島、周卅八歩高六丈、中鑿南北船猶往來也、伊奈阿氣社、伊奈頭美上」などあるは、今千酌村の北浦なるべし、又風土記式内の爾佐社は千酌濱に存す、其浦を笠浦と云ふは、風土記に「笠浦濱、廣一百廿歩、有百姓之家、笠石」とあるに徵すべし、又「加志島、赤島、附島周二里一十八歩高一十丈、松島、鵜島」等も存す「眞屋島周六里高五丈有松二」とあるに當るべきものなし、不詳。

多古鼻

(瀬埼) 今野波村に屬す、北方に突出せる岬角にして、出雲海岸に於て最北の地也、岬上諸巖にして、附近に毛都島あり。

風土記に「瀬埼、所謂瀬埼戍是也、島根郡家東北一十九里一百八十歩」と見え、千酌鄕に屬して、烽士防人を置かれし處也、後世瀬埼の名亡びて、專ら多古鼻と云ふ。

野波

今野波村と云ふ、風土記に奴奈彌社、又「野浪川、源出郡家東北廿六里卅歩糸江山、西流入大海、糸江山、郡家東北廿六里卅歩、野浪濱、廣二百八歩、東邊有神社、又有百姓之家」など見ゆ。又延喜式、爾佐能加志能爲神社は、今野波の野井浦に在り。(遥拜記)

舟上記に、元弘三年閏二月廿五日、先帝隱岐より潛幸の事を錄し「己の刻、雲州島根郡野波浦に明着ける、爰にて供御を參られとせあけれとも不叶、御酒をやうく求て奉ける、四人の人々も舟人に計參りて、夫より廿七日杵築の浦に着ける」とあり、名和氏紀事には諸書に參考して述へて曰く「二十五日御船出雲國野波浦(杵築の東十餘里にあり)につく、こゝにて地頭某を召して云々のよしを仰せければども、勢叶はざるよしを奏し、なほ何地にも行幸坐まして、軍兵を徵されむ時に馳參し候はむと申す、しからば此處より伯耆の名和の庄へは、路程いかばかりぞと仰せけるに、是より二日路許にては候らへ

とも、此の折ふし行幸の御事は、何にも叶はせたまふまじく候ふと奏聞す、二十六日、御加佐陀の江角浦につかせ玉ふ」。

加賀郷

和名抄、島根郡加賀郷。○今加賀村、大蘆村、御津村是也、野波の西にして、講武の北なり、風土記云「加賀郷、郡家北西二十四里一百六十歩、佐太大神所生也、御祖神魂命御子、支佐加比売命、闇岩屋哉、詔金弓以射、時光加加明也、故云加加」また「加賀川、源出郡家正北廿四里一百六十歩小倉山、北流入于大海」。

かがと云所、蜑人の家にとまりぬ、
あはれにもいまだ乳をのむあまの子のかかのあたりや離れざるらん、（玄旨法師即九州道記）

加賀神社　神祇志料云、古加賀郷の窟戸にありしを、後に其西方加賀浦に遷す、今俗之を窟戸明神と云ふ（出雲風土記、式内社記）、神魂命の御子、支佐加比売命の子佐太大神を祀る（出雲風土記）佐太大神は貴大し貴神也（今村田家風土記、古事記）、枳佐加比売神崎の窟に坐て、大神を産生まさむせし時、弓箭亡せき、故御祖支佐加比売命、願て吾御子麻須羅神の御子に坐ば失たる弓箭出来ねと願坐しに、角の弓箭水の随に流れ出ぬ、其時生み坐る御子佐太大神言て、此は吾弓箭にあらじと云て擲給てき、又金の弓箭流れ来、即待取り坐して、闇き窟なる哉と詔して射通し坐き、即御祖神社此の処に坐せり、凡人此窟の辺を行時、かならず声磅かしてゆく、若し密に行けば神現て飄風起り、船は必傾るしむ（出雲風土記）其神威の畏なる事此の如し、今に至て船のりする者、声をとゝろかし行は即此事也。（出雲風土記）

潜門鼻　加賀村の北にして、西方に突出する一岬なり、岬の南方は即加賀浦にして、浦中に六小嶼あり、狭湾を擁し、能く四面の風涛を遮る、小船の碇泊に宜し。

潜門は即加賀の岬なり、風土記に「加賀神埼、有窟、高一十丈許、周五百二歩許、東西北通、所謂佐太大神之所産生處也」云々。懐橘談云、窟の内、水のはやき事矢のごとし、故に小舟にのり梶櫓なくして行事すみやかなり、数拾間行て東北へぬけ穴有り、俗是を潜門と云、窟の中に御見れば、乳の形ありて岩間の水滴り、岸打浪の響音、木魂となりて百千の雷の如し、人の物云声もさだかならず、過ぎし比堀尾山城守忠晴、警者を舟に乗せ、此潜戸見に行たりし時、警者に鳥かさんとて、窟の中にて鉄砲を放ちければ、中々天地にひゞき坤軸も摧くかと、おびたゞしかりしとぞ、按に風土記に此窟を佐太神の産所と云ふは、乳形の岩石あるに附會して云ひ成せる説のみ、大海波浪の激衝する窟中に、いかで産所を置くを得ん。

川来門大濱　「廣一里一百歩、百姓之家、御島、葛島周一里一百十歩、高五丈、椿島、許意島、眞島、比島、黒島、名島」と風土記に見ゆ、川来門大濱は即加賀の村落なるべし、葛島は湾中の大嶼とす、雲州軍話に「元龜二年七月、新山の尼子山中主従は毛利勢に責めかこまれ、今はかなく旗落し、其日は鈴ヶ嶽に陣を取る、爰も頼を可求便なく、翌日は加か島へ押渡り、但馬國甲石浦より兵粮を求得て、暫し陣すと云へ共、其大将鹿介を但馬國へ渡し、山中鹿介幸盛三百餘騎にて引返、伯州末石の城に楯籠り、織田信長へ飛脚を立て援の助成を乞ける」。

（葛島）

大蘆　加賀村の西に接し、加賀浦に臨む、今大蘆村と云ふ、此地は風土記に「大埼濱、廣一里一百八十歩、西北有百姓之家、頭、比埼、有甘菜」と見え、今に大埼社存す。（巡拝記）

御津　今御津村と云ふ、大蘆の西南にして、一灘湾を抱く、風土記に「御津濱、廣二百歩、有百姓之家」と載せたり、慈眼僧正神告と題する書中に、

三津浦一所、在出雲國島根郡、右島、故大夫御賀加入也、年料所進海苔等、可充不断念佛八講等僧供料。

手結　御津の西一里、佐陀の江角浦の北なり、今江角に併せ手結村に入る、風土記に「手結濱、廣一百卅歩、手結埼濱、有窟高一丈、裏周三十歩、島二十可用、久宇島周一百卅歩、高七丈有松」と載するは、此地の事とす。

多久郷

和名抄、島根郡多久郷。○今講武村是なり、風土記に見えず、其生馬郷の分域とす、御津の南にして、其澤水は西南流して佐太川へ入る、風土記に参考するに「多久川、源出郡家西北廿四里小倉山、西流入秋鹿郡佐太水海、小倉山、郡家正西廿四里一百六十歩」とあり、小倉山は今境山と呼ぶ、講武、加賀、持田に跨る横嶺なるべし。源平盛衰記一谷城構の條に、出雲國多久七郎と云人あり。

（講武）

風土記、式外、多久社は講武村の北講武に在り、樹木を崇拝するなり、名分山に加都麻社あり、加奈山に一夜社あり、皆風土記に見ゆ、（巡拝記）講武の村名其義を知らず、名分の大字あるに想ひ合はすれば、本名講分にして中世の結講結社の所領なりし故にや、又國府分にや。

生馬郷

和名抄、島根郡生馬郷。○今生馬村是なり、多久の南、法吉の西北にして、佐太川の東岸とす。風土記云「生馬郷、郡家西北一十六里二百九十歩、神魂命御子、八尋鉾長依日子命詔、吾御子平明不憤詔、故云生馬」又云生馬社（延喜式、生馬神社、今本村の東生馬大宮明神是也と云ふ）

秋鹿郡

明治二十九年廃止、其地域は八束郡に入る、島根郡と楯縫郡との間なる狭地にして、面積凡三方里半。

(狹田國)

秋鹿は和名抄安伊加と註し、風土記に「所以號秋鹿者、郡家正北、秋鹿日女命坐、故云秋鹿矣」とあり、今も秋鹿村の郡家址に姫二所大明神を祭り、蚶貝姫蛤貝姫を祀奉ると云ふ。〇秋鹿郡は風土記國引の條に、狹田之國(サタノクニ)とあるにあたる。

(前略)亦北門佐伎の國を、國の餘有りやと見れば、國の餘ありと詔りたまひて、童女(ヲトメ)胸(ムナ)鉏(スキ)取らして、大魚の支太(キタ)衝き別けて、はたすすき穂振り別けて、三つよりの綱打挂けて、霜黒葛(シモツヅラ)くるやくるやに、河船のもそろもそろに、國來(クニコ)國來と、引來縫へる國は、多久(タク)の折絶(ヲリタエ)よりして、狹田の國是也(此に多久の打絶と云ふは、多久郷の谷間の絶間より西と云ふ心なり)

佐陀(サタ)川

松江市の西二十町、講武生馬村と、佐太古志村との間を過ぎ、宍道湖の排水路にして、北少西に流れ、恵曇村江角(エスミ)浦に至り海に入る長二里、高潮には淺舟小船を往來せしむ。

此の水路は□□中國主□□氏の修造する所なりと謂ひ、風土記に據れば、往時より南北に分流せる水路ありて、之を佐太川と云ふ。但し往時の佐太川は、一は南流して宍道に入り、一は北流して淺川と云ひ大海に入る、近世の水路は其方向を一にしたり、又此の水路の南北兩口に、各池沼ありて、佐太水海(サタノミヅウミ)潮と稱したりしが、後世埋却して田野と爲る。

風土記云、島根郡多久川、西流入秋鹿郡佐太水海、又島根郡條通秋鹿郡堺、佐太橋、一十五里八十歩、又云、佐太川二源、東水源島根郡多久川是也、西水源出秋鹿郡渡村、二水合南流、入佐太水海、即水海周七里、有鮒、水海通入海、潮長一百五十歩廣一十歩、又云、佐太水海、即有彫鑿渠二所、一所厚三丈、廣一丈、高八尺、一所厚二丈二尺廣一丈高一丈、其中通川、北流入大海、川東島根郡也、西秋鹿郡内也、自川口至南方、田邊之間、長一百

(佐太湖址)

八十歩、廣一丈五尺、源者田水也、上文所謂佐太川西源、是同處矣、凡渡村田水南北別耳、古老傳云、島根郡大領社部(コソベ)臣訓麿之祖、波蘇等、依稲田之澇、所彫堀也(按に佐太湖の埋もれたる跡、今の古志村に當る、渡村の蹟は今の佐太村の中なるへし、島根郡大領社部臣は天平勘造の風土記に署名するを見れば、其開鑿時代を徵證するに足らん。

奧津波邊波の來よる左太の浦の此左太すぎて後に戀むかも、(万葉)(此左太浦は此地にや不詳)

佐太(サダ)

今佐太村及び古志村の至となる、風土記に神戸里と錄すれど、和名抄に之を缺くは、蓋し脱失に似たり。

佐太の神戸里は、風土記に「神戸里、出雲也」とあるは、出雲大社の神戸と云ふ心ならん、佐太御子神社あり、又延喜式に列す、風土記神社帳等に、此神は伊弉册命を祭り、五十田狹小汀は此なりと云ふは謬れり、五十田狹はイサタと訓み難し。

佐陀(サタ)神社

今佐太村宮内の神名火(カンナビ)山の麓に在り、神魂命の子、佐太大神を祭る、(神祇志料出雲風土記)貞觀元年、佐陀神從五位上、三代實錄に見ゆ、巡拜記云、今此社を大社と云ふ、その山を足日(タリヒ)山といふ、當所は佐太川よりして、西は楯縫郡十六島浦迄の地、只一山なり、是佐田の國と名づく、神代の首より當社大神の御領地として、此所に居玉ふ事と見ゆ、中古までも佐陀七百貫の地とも云ひし由、今も島根秋鹿楯縫三郡の半は社領なり、同所境内には、風土記式内の末社以下數字あり。〇玄旨法印九州道記云、雨風のこと故に、如何より船出なし難かるべし、さらば佐陀に詣させ給ふ事を物うしとて、船を波間を待ちまはし侍るべきよし申て、杵築宮見物の爲めかたにてたち行く、道の程三里計經て、木深くて山のたゝすまひ唯ならぬ在るを見遣りて、神人に尋ね侍りに、是なん佐

(足日山)

陀の大社なり、神體伊弉諾伊弉册尊、事に云々、物語ありけるに、日もたけ雨もふれは、式あふらむ所の昼ざりしめて、止りぬ云々、(雲州の條下なる佐陀の鉢の事參考すへし)後宇多院御領目錄に、佐陀宮寺を收む。

風土記云、神名火山、郡家東北九里卅歩、高二百卅丈、周一十四里、所謂佐太大神社、卽在此山下也、足日(タリヒ)山、郡家東北七里、高一百七十丈、周一十里二百歩。〇巡拜記云、佐陀本郷の神名火山今は朝日(アサヒ)山と云、觀音堂の西脇の上方、七所大明神は風土記なる毛之(モシ)社なり、古書に神名火山と云て、當郡第一の高山なり、四方遠見、景殊勝なり、古老の傳へに、渡海の船、暮夜に道に行先失へるとき、當社に祈願すれば、湊の入口に火を立給ひ、夫を便りに湊に入る事を得る、其靈驗古今替る事なしと、後何時古音堂を建つ、古志村の宍道湖の濱を、濱佐太と字す、出島に代明神あり、出島社は風土記に見ゆ、(巡拜記)

(朝日山)

古志(コシ)

佐太の南、古志の南を古曽志村と云ふ、許曾志神社(風土記延喜式)此に在り、今白髭大明神と稱する佐太神を併祭因て近江州白髭社に準ふと云ふに牽合したるにやあらん、又風土記に見ゆる彌多仔社此に在り。

惠曇(エドモ)鄕

和名抄、秋鹿郡恵曇郷。〇今恵曇村是なり、佐太の西北にして、今島根の手結浦を併せて一村とす、風土記云、恵曇郷、郡家東北九里卅歩、須佐能乎命御子、磐坂日子命、國巡行坐時、至坐此處而詔、此處者國稚美、好有國形、地形畫鞆哉、吾之宮者是處造事、故云恵伴、神龜三年、改字恵曇。〇按に國形畫鞆の如しとあるは、江角浦もしくは恵曇池の形状を指せるならん、池は今の佐太川口の邊なるへし。風土記云、恵曇池、周六里、有鴛鴦鳧鮒、四邊生葦蒋菅、自養老元年以往、荷渠自然叢生、天平二年以降、自然至失、都無莖、俗人云、其底陶器瓷瓶多有也、自古時々人溺死、不知

（恵曇浦）

淺灰、又云與杼毛社。

黒㙁濱は今の古浦なるへし、風土記に「廣二里一里八十歩、東南並有家、西野北大海、即自浦至于在家之間、四方並無石木、猶白沙之積、大風吹時、其沙或隨風雪零、或居流蟻散、掩覆桑麻」とあるは、沙濱の景狀を盡せり。

江角浦（エズミ） 今の恵曇村に屬す、佐太川の河口にして、浦の民家は河口の北に在り、並江角は即恵曇の訛れるなり。水路志云、江角浦は十六島鼻の東南北、手結崎の南側にして、十三海里にあり、北西に面する開濶の灣なり、此灣は良好に非ざるも、西至北の風を除く外は、其中央を以て一時假泊の地とするを得可し、灣の首に落る佐陀川は、宍道湖の東隅、松江市の西傍より、山間を曲流し此海に通ず、而も宍道湖より半海里の間は、低潮水深三呎、乃至四呎半、夫より江角浦迄四海里間は、六呎乃至十二呎あり、故に高潮に於ては、荷艇を通ずるを得へし。

魚瀬浦（オノヒ） 恵曇浦の西、簸川郡（舊楯縫郡）の坂浦に至る二里半、一帶の沮岸屈曲なく、人煙稀なり、其間に魚瀬浦と云ふ小里あり、今大野村に屬す、風土記に「許惠婆浦之西濱、當楯縫郡界自毛埼之間、濱壁嶮峻、雖風之靜、往來船無泊處」とあるは此とす、又白島、御島、許於島、等有島宮此間に在りと曰へり、古今著聞集に「秋鹿郡の北の海に、黒島あり、天暦三年十二月上旬、彼に船を失せて見えずなり、其間に大なる石を數知らず時ちて有ける」とも載す。

秋鹿（アイカ） 今秋鹿長江の二村に分つ、古神戸の西とす、秋鹿は舊郡家址にして、松江市の西二里半、風土記、式外、秋鹿社あり、姫二所明神と云ふ、此地は多太郷の屬なりし如し。

佐陀を出て、秋鹿と云所にて、河水の小舟に乘りて、平田まで行くに、生の浦なりと船人の云を聞きて、

藻枕からみやたふの浦千鳥見はてぬ夜のさかる名ごりに、（玄旨法印九州道記）

長江（ナカエ） 今長江村と云ふ、風土記云「長江川、源出郡家東北九里卅歩神名火山、南流、入于海」。

多太郷（タダ） 和名抄、秋鹿郡多太郷。○今秋鹿村及び、長江村是也、風土記に「多太郷、郡家西北五里一百廿歩、須佐能乎命御子、衝桙等乎留比古命、國巡行坐時、至坐此處、而詔吾御心照明正眞成、吾者此處靜將坐、詔而靜坐、故云多太、多太川、源出郡家正西一十里女當野、南流入于海、山田川、源出郡家西北七里湯火山、南流入于海」また多太社ありて、今秋鹿村大字岡本に存す、岡本は多太の舊地にて、多太川も此とす。

内神社（ウチ）（岡本） 延喜式に載せ、風土記字知社に作る、今秋鹿村大字大垣の高野山に在り、此は風土記「女當野山、郡家正西五里廿歩、高一百八十丈周六里、土體豐渡、百姓之膏腹之園矣、無樹、但上頭有樹、此則神社也」とあるにあたるごとし。○史學雜誌云、内神社の後村上天皇の綸旨は、當時此地方に幸孫三郎等網と云ふ、勤王の一族ありしを證するに足れり。

大野郷（オホノ） 和名抄、秋鹿郡大野郷。○今大野村是なり、多太郷の西に接す。風土記云、大野郷、郡家正西一十里廿歩、和加布都努志能命、御狩爲坐時、即郷西山狩人立給、而追猪犀、北方出之至阿内谷、而其猪之跡亡失、爾時詔、自然哉猪之跡亡失、故云内野、然今人猶誤大野號耳、又云、大野川、源出郡家正西一十三里磐門山、南流入于海、草野川、源出郡家正西一十四里大繼山、南流入于海、（道は記云、大野津社は下大野の角谷に在り、草野社は上大野の[illegible]に在り）又云、足日野山、郡家正西一十里廿歩、高一百一十丈周五里、無樹林、嶺中有澤、周五十步（この都夢野の野は衍にて、大野の都の社ゝ山と云ふ義にあらずや）東古文書、

出雲國大野庄内闕所名主職、三郎次郎跡所、於御方拘召度思候條、尤以神妙、於京都可有其沙汰之狀、

□□

建武三年三月五日　（貞氏花押）

又同年、高貞請文に、大野庄内闕所村惣領職と見ゆ。

伊農郷（イノ）（伊野） 和名抄、秋鹿郡伊農郷。○今伊野村是なり、大野郷の西にして、簸川郡界に至る。風土記云、伊農川、源出郡家正西一十六里伊農山、南流入于海、又云、秋鹿郡、出雲郡堺伊農橋、一十五里、又云、伊農郷、郡家正西一十四里二百歩、出雲郡伊農郷坐、赤衾伊農意保須美比古佐和氣命之后、天甕津日女命、國巡行坐時、至坐此處、而詔伊農波夜、故云伊努、神龜三年、改字伊農。

簸川郡

簸川郡（ヒカハ） 明治二十九年、楯縫出雲神門の三郡を合せ、簸川郡と稱す、人口十四万、三町四十四村、郡治は今市に置く、浜野平遠、膏腴の地とす、其伊神戸二水の下流に當り、江海を左右にし、山嶺を表裏にす、寶に一州の盛郡也、土俗一日六万石の田野は即此とす。

楯縫郡（タテヌヒ） 明治二十九年廢して、其地を簸川郡へ入る、宍道湖の西北、秋鹿郡の西に接せる小郡なり。

楯縫、和名抄多天奴比と注し、風土記同郷、餘戸神戸各一所とす、後世出西郷の宇賀郷美談郷等を併せたり、故に近時は廣さ六方里半、一町十村に分ちたり。○風土記、所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之、縱横御量、千尋栲繩持、而百結々八十結々下 而此天御量持、

而所造天下大神之宮造奉詔、而御子天御鳥命楯部爲、而天降下給之爾時、退下來坐、而大神宮御装束楯、造始給所是也、仍至今楯桙造、而奉於皇神等、故云楯縫。

佐香郷

和名抄、楯縫郡佐香郷。○今佐香村東村是なり、郡の東限にして、秋鹿郡伊農郷に接す、延喜式佐香神社(風土記佐加社)は佐香村大字坂浦の九所明神是也。風土記云「佐香郷、郡家正東四里一百六十歩、佐香河内、百八十神等集坐、御厨立給、而令釀酒給之、卽百八十神等解散坐、故云佐香」此に四里と云ふは今の東村大字小境の邊を指す、今小境郷を併せて東とは號する也。風土記云、佐香川、源出郡家東北智名樋山、東南流入于海。

(小境)

坂浦

一畑山の陰にして、大海に臨む、風土記に「自毛埼、秋鹿與楯縫二郡境、嵯峨松栢茂、即有晨風之栖、佐香濱、廣五十歩、己自都濱、廣九十歩、御津島、御津濱、廣三十八歩」とあるは、坂浦小伊津浦、三津浦等にあたる、延喜式、御津神社とも載す。

一畑寺

今東村大字小境の一畑山に在り、坂浦の南半里、藥師堂あり、臨濟宗を奉ず、巡拜記に風土記素原社を、此藥師菩薩にひきあてたり。

楯縫郷

和名抄、楯縫郡楯縫郷。○今檜山村是なり、佐香の南、東村の西に接す、風土記に「楯縫郷、即屬郡家、說名如郡、即北海濱、業梨礒有窟、裏方一丈半、高廣各七尺、裏南壁有穴口、周六尺、徑二尺、人不得入不知遠近」と見ゆ、此業梨礒は蓋今の佐香村三津浦にあるべきに似たり。

(久多)

大船山

一畑山の西にして、多久谷に屬す、古の神名樋山也。巡拜記云、坂浦より多久谷へは山脈をなす、之を矢見峠と云ふ、峠に石神あり、高一丈餘に小石神多し、里人立石と唱ふ、多久谷の大船明神は、記式に幷ひ見ゆる多久社に當る。風土記云、神名樋山、郡家東北六百一百六十歩、高一百廿丈、高廿一里、嵬西有石神、高一丈周一丈許、側有小石神百餘許、古老傳云、阿遲須枳高日子命之后、天御梶日女命、來坐多久村、產給多伎都比古命、所謂石神者、卽是多伎都比古之御魂、當旱乞雨時、必令零也、又、多久川、源出郡家東北神名樋山、西南流入于海、都宇川、源二、東水源出阿豆麻夜山、西水源出見椋山、二水合南流、入于海。この阿豆麻夜山は郡家正北五里四十歩とも載せ、今の檜か仙と呼ぶ嶺にあたる、又檜山と云ふ。

(檜山)

玖潭郷

和名抄、楯縫郡玖潭郷。○今久多見村是なり、楯縫郷の西に接し、平田町の北なり。久多見村の久多見谷に、式内玖潭神社あり。風土記云、玖潭郷、郡家正西五里二百歩、所造天下命、天飯田之御倉將造給、覓巡行給、爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美、神龜三年、改字玖潭。

(久多見)

野石谷

今久多見村に屬す、風土記に「都宇川、見椋山、郡家正北七里」と云ふは此なり、延喜式能呂志神社(風土記乃利斯社)此に在り、土俗野石さまと申す。

沼田郷

和名抄、楯縫郡沼田郷。○今平田町なるへし、久多見村の西南にして、斐伊川に瀕す、風土記に「沼田郷、郡家正西八里六十歩、宇乃治比古命、以爾多水、而御乾飯爾多爾食坐詔、爾多負給之、然則可謂爾多郷、而今人猶云努多耳、神龜三年、改字沼田」とあれど、此地は沼澤東に連り、沼田の稱はおのつから其形状に合へり、必しも爾多の說に困るへからず、平田の東なる灘分村の如き、至て近世の沼澤より變して田野と爲れる村里とす、美談郷の西方にあたれり。

(灘分)

平田

今平田町と云ふ、人口六千四百、湖岸一里許西の田野中に在れど、河渠を通して舟揖の便あり、巡拜記云、平田の熊野社合祀の廻神は、延喜式宇美神社にあたる、此神もと字廻田に在り。

安西軍策に、吉川勢平田の手崎城を攻めしこと見え、懐橘談には、細川幽齋平田を經由して、杵築詣せし事を引き、又平田の野は蕩雁多き地なれは、國主の放鷹ありと曰へり。

風土記云、新造院一所、在沼田郷中、建立嚴堂也、郡家正西六里一百六十歩、大領出雲臣大田之所造也。(この寺址今詳ならず、平田の邊に求むへし)

水谷

今万田、奥宇賀等と相併せ、西田村と云ふ、平田町の西、宇賀川の谷なり、記式に見ゆる水神社此に在り、宇賀川は風土記「源出郡家西北見椋山、南流入于海」と云ふに當る。

水谷万田は、風土記の餘戸里にあたる、沼田郷の餘剰なるべし。

(万田)

鎌間

今釜浦と云ひ、十六島、鹽津、唯浦等と合同して北濱村と改む、風土記に「能呂志島、能呂志濱、廣八歩」とあるは、今の鹽津にして、野石谷の北浦にあたる、又田田社は唯浦に存し、「鎌間濱廣一百歩」とあるは十六島鼻の東なる釜浦の汀邊を指す、此邊は風土記の郷名を缺く、蓋出雲郷戸里を錄せる者歟。

(能呂志)

十六島

今北濱村と改む、此名字はよみてウップルイと云ふ、懐橘談に「十六島は十六善神影向の地なりと稱す、按するに海濱を取て、露打ふり日に乾せば、打振ひの苔と云ふて、たみ聲にうつぷるひとなし、十六善神の後二字を略し、其まゝに十六海苔をウップルイのりと稱するならむ」と論す、是非を知らず、今もウップルイ海苔とて、雲州の一名產あり、長二三尺細毛髮のごとし、紫黑色にて味佳なり。

(十六島鼻)

十六島鼻は金浦の西に突出せる岬角にして、其南側に一灣を抱有す、此灣は長二海里濶一海里半、西方全く暴露するを以て良泊にあらず、偏東風の時と雖安穩ならず、灣岸に十六島、小津、奥宇賀、釜灣の村里散在す。○風土

記に「蜛蝫島、周□里二百歩、高一里、周□里、上有松葉。」とあるは、十六島にあたる、又其□□社とあるも十六島の神なるべし、小津は二百□□、□一百歩、出雲與楯縫二郡之境」とありて、□□□在る所也。

(許豆濱)

出雲郡

明治二十九年廢して、其地擧て簸川郡へ入る、宍道湖の西、斐伊川を以て、楯縫神門と相限れる小郡也、面積凡四方里、其シツトの訓あるは、此地往時の出東郡にして、出雲の□郡域にあらざればなり。出雲は和名抄八郷、風土記九郷、宍道湖と杵築海(西浦と云ふ)の間、出雲川以北の地を郡域とす、中世以降分ちて出東出西の二郡としたりしが、出雲川の流勢大に變じけるより、諸村の境界、田野の廣狭も改易す。出西郡の廢亡は、其何時なりしを詳にせざるも、杵築河内伊努出雲の四郷は郡内とす、後世杵築河内伊努等は神門郡に入り、出雲は出東郡に復歸し、宇賀美保等は出東郡より脱して楯縫郡に入る、正保國圖に出東郡の名を擧け、寛文年中、出雲郡の舊號を復し、出東の地を以て之に充つ、土俗尚□□を改めず、シツトウと呼びシツトに訛る、但し出東の郡界を斐伊川に限るは、□□以後の事なり。

(出東郡)(出西郡)

宇賀郷

和名抄、出雲郡宇賀郷。○今鵜鷺村鵜峠村及び西田村(舊楯縫郡所屬)の大字奥宇賀等の地なり、十六島灣の陸岸にして、北横濱を宇賀山又御埼山と云ふ、灣南は即杵築郷とす。又宇賀川あり、本郷の東楯縫郡の西田郷を流れ宍道湖に入る、中世宇賀庄と云ひ、上月記に松尾等に見ゆるは、亦此地とす、宇加神社は美談郷口宇賀に在り。

風土記、宇賀郷、郡家正北一十七里廿五歩、所造天下大神命、娶坐神魂命御子綾門日女命、爾時女神不肯、逃隱之時、大神伺求給所、是則此郷、故云宇賀

奥宇賀

今西田村に屬す、北濱村の小津の西南とす。風土記「出雲郡、北大海、宮松埼、有楯縫與出雲郡堺」とあるは此とす、又美努□社、布努社此に在り。〔風土記延喜式神祇志料〕

意保美濱

今奥宇賀の西、鰐淵村の河下浦にあたる、風土記云「意保美社意保美濱、廣二里一百廿歩、氣多島、生紫菜海松、意保美小川、源出出雲御埼山、北流入大海、有年魚少々」と見ゆる者是なり、又河下の西に猪目浦あり、風土記に「井呑濱、廣四十二歩」とあり。

(井呑)

鰐淵山

意保美小川の谷に唐川村あり、竈罐の説とす、又別所村ありて即鰐淵寺の地とす、其山を鰐淵山と云ふ、宇賀の御埼山の中なる一峰とす、近時鰐淵村の稱を立て、別所、唐川、河下、猪目等を總ぶ。

巡拜記云、別所村諏訪明神は、風土記出雲社延喜式の出雲神社にて、當社は神さびたる所なり、高四十間餘の岩の上に社あり、其傍に高三十間圍五丈斗の丸き立岩あり、是を俗にはほしら石共又かど石ともいふ、唐川村の八王子大明神は、風土記の斐提社、延喜式の斐代神社也、日村智那尾權現、風土記の韓銍社、延喜式の韓竈神社なり、當社は山中險阻の地にあり、境内百間四方の土地なり、後に二間四方の平石あり、是を岩舟と云ふ、又高さ六間半に周二丈餘の丸き立石あり。(鰐淵山に出雲神社の存在するは、此山も出雲御埼山、即宇加山の中の一所なりしを證明す、風土記出雲社に並びて御魂社とあるは、延喜式出雲社韓國伊太氏神社とあるにあたり、五十猛神を祭る、下なる鰐淵寺を參考すへし。

(別所)(伊太氏社)

鰐淵寺

今鰐淵村大字別所に在り、杵築大社の東一里餘、遙堪村の北一里に滿たず、地方の名藍にして、種々の舊事を傳説す、巡拜記に此寺の摩陀羅神は、即出雲御魂社韓國伊太氏神なりと曰ふ、神地に佛字を營せしならん、此寺中世□□なりし狀は、□正二年□内引聲に「二十一貫九十文、鰐淵寺領、□□寺を□□□□とあるにて明白也、懐橘談云、鰐淵山は浮浪山と云ふ、□□□□□松本坊と云所に案内をせさせ侍りぬ、本堂には觀音藥師の二像を安置して、□□□は北野の□□三社を勸請せり、右に□□□□、□しき鐘もあるにや、さて上りて見れば「□□永二年□□□、伯州大山寺」とありて、銘もなし、□山の□此山にあるも如何なる故にや、左に摩多羅神の社あり、それより谷に下り、岩間を傳へ行けば、瀧あり藏王權現の社を立つ、數百歩□□あたる岩尾に布をさらせるが如し、當山の本尊、松本坊あらく□侍るは、當山の開基は推古天皇の御宇に、智春上人と申て、六根淨にかなへる聖なり、□□□□、上人と云へる此聖を申す、智春此山の開山となり、寺を□□と申し侍る時に、推古天皇御眼を煩らせ玉て、上人參内せられ、加持し侍るに、帝の御□□に平癒し、□□の餘りに、直江國富の兩邑を永代寄付せられ侍る故、今に至るまで兩眼領と申ならはし侍るを、前の國司堀尾氏の時沒收せられ畢ぬ、此藏王權現の社の前の下より涌る水にて、今も眼を煩る人丹心の誠ありて洗へは、□平癒すと云ふ、當山より三保の浦までを北山と云、昔天竺靈鷲山の艮の角、自然に崩れて蒼海万里を流し、□□原に漂來るを素盞烏尊杵にて築き留め玉ふ、故に杵築といい、此山を浮浪山とも又は□□山とも云傳へたり、一説には不老山とも申侍る、□治□年、毛利元就當國へ□向の時、當山に參詣し、和尚□□を宿坊とせられ、□の□□□師を、國の御帰に召具せられ侍る。

鷺浦

今鵜鷺浦と合併し、鵜鷺村と改む、猪目浦の西にして、舊宇賀郷の地とす、風土記に「宇太保濱、廣三十五歩、大前島、□島、□濱、□三百歩」と叙し、宇太保は今鵜峠浦と呼ぶ、□島は□□に在り、此はまた「宇賀郷、即北有濱、有□、名□□、高一丈許、上生松芸、

(宇太保)

(腦礒) 至礒邑人之朝夕如往來、又木枝人之如攀引、自礒西方、有窟戸、高廣各六尺許、窟内有穴、人不得入、不知深淺也、夢至此礒窟之邊者、必死、故俗人自古至今、號云黄泉之坂、黄泉之穴也」とある者是とす。
水路志云、鷺浦は宇龍の東約二海里半の處にあり、浦口の幅二鏈、偏南東に灣入すること五鏈、其東南に近く鷺島なる大岩嶼あり、五六海里外より能く識別す可し、浦内水深十二尋以下にして、此浦口内部にある竹島の南西方に於て、小船の泊地を得へし、柏島と南北に相對する揚り場鼻の東側は、波濤稍平穩なるを以て、和船の大なるもの多く此に泊す。
神祇志料云、杵築大穴持伊那西波伎神社、(延喜式)今鷺浦に在り、(神名帳打聞出雲式社考)稲背脛命を祭る(日本書紀延喜式神代巻口訣)昔大己貴神の子、事代主神三穂崎に釣魚す時に、熊野諸手船を以て、使者稲背脛を遣て、高皇産靈神の命を申さしむ、即是神也。

宇龍浦

(宇禮保) 今日御碕村に併す、鷺浦の西一里餘、小灣あり北西に開く、風土記に宇禮保浦と云ふ、曰く「黒島、米結濱、廣二十歩、御比埼、長一里四十歩廣廿歩、埼之南山東西通舟、舟猶往來、上則松叢生也、山埼高卅九丈周一里二百五十歩、子負島云々」米結は宇龍の山を今に目井と呼ふ、御比埼山埼は宇龍浦の左右に突出する海角也。(日御前社文書、元應二年下文には、宇料浦につくれり)
日御前社々家小野氏の所藏文書に據れは、尼子氏國主たりし頃、宇龍浦に明國の商舶を招來して、貿易したる事蹟を徵見す、(史學雜志)明治九年十一月、長州萩の士族前原一誠奥平謙輔等亂を作し敗走し、須佐浦より海路東上を謀り、小舟に投して發す、其舟宇龍浦に至り、縣吏に捕獲せらる。

日御前

(日岬) 又日御碕に作る、宇龍浦の西南半里、杵築西浦の西北に突出する岬角にして、出雲御埼山の尾にあたる、又御前の鼻と呼び、本州の西北端也、岬邊の海中に岩礁碁布し、波濤峻惡、舟を行り難し、經島と呼ぶ一嶼を最大とす。
風土記に「大埼濱、廣一百五十歩、御前濱廣一百二十歩、有百姓家、御厳島生海藻、御埼島、高四丈周二十歩、有松、等々島、有蚫石花」など云ふは此地とす、今宇龍浦と合せ、日御碕村と云ふ、(風土記云、凡北海所在雑物、鮑出雲郡尤優、所捕者所謂御埼海子是也)又馬見峰と云ふも此ならん、(馬見峰、出雲郡家西北卅二里二百卅歩)
水路志云、日御碕は長州高山岬の北東方約六十七海里に當り、出雲海岸の北西端にして、險崖の一大高角なり、岬の西方約七鏈に一小嶼あり、友島と云ふ、高さ三十二呎、此嶼と岬との間は岩石散布し、甚た危險なり、岬の内部は千呎以上の山嶺重疊し、其最高嶺を鼻高山と曰ひ、高さ一、七〇〇呎なり、此岬の高地は、其南方に杵築より宍道湖に亘るの一大平低地を控ふるが故に、遠く西方より望む時は、恰も一大島の如く見ゆ。

御碕神社

日御碕の濱に在り、杵築大社の西北一里半、俗に日御碕明神と云ひ、昔は岬邊の岩礁の上に在り、其所は日沈宮なりと傳ふ、風土記には、美佐伎社(延喜式御碕社)又御前社同御埼社の三祠を載す、祠官小野氏、今男爵を稱ふ。
書紀通證云、宇料里日御碕神社、所祭日神素尊也、山上有墳所、每夜々半、有神劍奉天之儀、其事古來慎祕焉、不見之他人、記云素尊從蛇尾所獲劍、以五世孫天葺根神、奉上於天、今日御碕所據之社、有葺根祠。(遷宮記云、御碕社は上宮に素尊を祭り、下宮に日神を祭り、之を日沈宮と號す、此は伊勢神宮に對し、落日西海の方なれば、かく謂ふ)○懷橘談云、日御前へは舟にのり詣つべし、其道すから、鎌取指點して山海の奇勝を說く、中にも經島と云ふは、鳥居西方八千歳の鷗、此に浮ひたる古跡とか、此島の邊に釣たる鯛は氣味すくれてよければ、國の土産とせり、雲陽國郡記に曰く 雲州日御碕明神は、阿杵築大明神の季女にして、十羅刹女の化現也、荒地山の靈守とす云々、今祠官の語りけるは、古何杵築より先此社へ參向せりとて、兩部習合の神道を永々しく述ぶ、社内を見れは御正躰とて佛像を鑄あらはしたる鏡をかけならべ、香を燒き燈をたれ、經をよみ鐘をたゝく事なり、鐘樓に上りて鐘を見れば、寛永甲申歳に撰へる、羅浮子の文を刻む、其中に曰く
出雲州者、陰陽交合之靈區、神祇集會之勝地也、緇徒有言、社内有多寶塔、号稱素盞鳴尊、有十拳劍、是表十羅刹女、其然豈夫然乎、或曰此地是根國也、則以爲其幽魂所適乎。

(經島)　(荒地山)

神祇志料云、御碕神社は八束水臣津野命を祀る、(日御碕社記)蓋天津須佐之男命の子、八島士奴美神の三世孫、淤美豆奴神也(古事記)初此神、八雲立出雲國は、狭布稚國なる哉、初國は小作れり、故作り縫むと詔て、
按、社家の說に、下宮は、天照大神天忍穂耳命天穂日命天津彦根命活津彦根命熊野櫲樟日命、上宮は、神素盞嗚命田心姫命湍津姫命市杵島姫命と云ふ、恐らくは非なり、
栲衾新羅國と、北門佐伎の國、農波の國また高志の都々の三崎を、國の餘ありと詔ひて、引來縫ひ給ひき、故此神を國引坐八束水臣津野命と云ふ、(出雲風土記)此神布奴豆奴神女布帝耳神に娶て產る子、天之冬衣神、亦名天之葺根神は、須佐之男命八岐蛇を斬て得給へる神劍を、天祖に上奉りし神也(參取古事記日本書紀)攝社に天葺根神社あり、本社神官即其神裔也、凡毎年十二月晦、神官營を擔け劍を帶き、天一山に昇て、其劍を天神に奉るの

式あるは、蓋古の遺風也。(日御碕神社誌、三才圖會)○日御碕社は、古代に於てさのみ大祠なりしと想はれず、後世に及び漸く盛り、杵築大社及び鰐淵寺と相競ひ、本州の靈場と稱る、明治維新の後、國幣小社に班せしめらる。○集古文書の古簡に據れば、本社の檢校は日置姓なり、今の小野氏即其裔とぞ、日置は本州の舊姓なりしこと風土記にて知らる。

「補任日置政家
　出雲國日御碕檢校職、三箇浦所々御神田事
右任亡父□狀、令政家領知之處、難有大社司申旨、無其理、去建長元年八月、於守護、互出和與狀云々、守護人濫妨之間、注進□者、任彼狀等、可令領掌狀如件
　建長五年三月　散位平　陸奥守平」

「出雲國、日三崎檢校職、神領使日置政友、如本令知行、可致御祈禱忠者、以狀、綸旨如此、悉之
　元弘三年四月十日　勘解由次官」

「三崎三郎次郎日置政高、致合戰之忠節、尤以神妙也、恩賞事、於京都、可有其沙汰候、綸旨如件
　五月十二日　勘解由次官」

實州日御碕靈神、乃昔者月支國靈神、□利兵、乘長飆、而來遊、其□幾可當也、蓋欲復荒地山之舊土也、時吾神飛靈劍、振威勇、賊兵盡漂沒、是孝靈天皇六十一年十一月也、儼來異國防禦之靈劍、至今嚩絕、無處舊年深、國境□圮、欲復舊觀、虔費不貲、沙門妙魏、感奇尊發大心、掌勸緣之事、其可尚矣、且求予言辭、以作證明、是以神道之彰、因和歌也、予綴此嘉躅、作和歌三首、以寒其請、

白波のなぎさによせてあらち山神しまもればうごきやはせじ、　いまぞみるなかれしみつのかしは島しつみもはてぬ神の光を、　あまつすい外まで照らせ日の御碕くもらぬみよの光そへつつ、
　暦集庚子仲夏廿有六日也　沙門妙魏　拜書
　征夷大將軍花押(以下武家五氏連署)

杵築西浦(キヅキノニシウラ)

日御碕の南東に灣入する廣灣にして、田儀(タギ)濱を以て南角とし、南北約七海里、東西三海里、其灣首は沙濱にして、神門川神西湖等の諸水之に注く、碇泊の便地なし。

風土記に見ゆる「怪聞埼、長三十歩廣三十二歩、意能保濱、廣一十八歩、粟島、黒島、這田濱、廣一百歩、二俣濱、廣九十八歩」などの地は、西浦に在りしごとし、斐伊川の流轉變移してより、西浦圓長濱の形狀も變したれば、今詳にし難き歟。

船上錄云、元弘三年二月廿七日、御舟は杵築の浦に着ける、爰にて金若と富士名が郎從と二人は、供御(センゲ)したくして奉らんと岡に上りけるを、大社の神官仙間の國造が郎從共、國司と一つに成りて、先皇を尋奉るに行逢て、金若と富士名が郎從等は生捕けり、是より再び舟にめされて、伯州片見と云ふ所に着せらる。○元弘帝潛幸の事名和氏紀事に之を論述して曰く「廿六日、御船は秋鹿郡佐陀の江□浦に着き、御舟より陸に上らせ給ひ、主上は駒にめして杵築の方におかせ給はむとしけるに、此の駒頻に後へもどりてすゝまず、あまりに不思議なりければ、たゞ駒の歩むに任せたまふに、御船の著きけるもとの磯へそ返りける、(此の事船上錄には杵築浦にての事とす)此時佐々木清高が兵等、陸より追懸奉りけるに、主上は既に御船にめして去給ひ、二十七日杵築の浦に著給ふ、(今按るに、野波浦より伯耆へと思付しけるに、地頭某がしかくのよし申しけるによりて、却て西を指て此處に著給ふは、大社國造なとを御憑みある可きにてや有けむ)爰にて富士名□□(船上錄には郎從とす)金吾と共に供御求めに上りけるを、大社の千家(センケ)國造が郎從、國司と共に主上を尋ね奉るに行逢いて、□□と□吾は虜にせられけり、御船をも漁人等は怪みて、此は隱岐の君にてましませ給ふとて騒ぐ事の候ふ、何さま其の御事にて渡らせたまふかとて、即て御船を引かむとするを、少將船中に置れたる弓を取て、漁船の端を強く突さければ、船は左右へ退にけり、其時少將矢指番ひて射むとせられければ、漁人等あへて近附き得ず、此の隙に御船漕延させ給ふを、國造等なほ船にて追懸奉るほどに日くれたり、夜に入て風はげしく吹て、御船危く見えければ、主上御守の佛舍利を取て海上に投したまふに、風忽ち吹かはり、國造が船は西へ、御船は東へ吹分てはせちがふ。」

南山巡狩錄云、高麗國王及び元朝皇帝の勅使十七人來朝す、此使異國の至正二十三年(日本の正平十八年、北朝の貞治二年)八月十三日に高麗をたち、出雲國に着岸し、程なく入洛したりける、使は萬戶右衛保□中郎將金龍、檢校左右衛保中郎將朴市文等なり、洛外天龍寺に(天龍寺に置れし事、國春記には正平廿三年四月十八日の事とす)置れける、此時の長老春屋和尚、元帝の牒狀を捧られければ、我國よりの返牒はなく、たゞ東獻の□□として、驚馬十疋、鎧三領、白太刀三振、練十段、綿百段、扇子三百本を高麗にそ贈られける。(太平記幷に善隣國寶記を合考す)

籌海圖編、日本國序に「出雲、其島爲□□、爲山子介、爲武子溪、爲斤流、爲非顏打、爲失剌府打、爲也生息、爲□和奴矢記、其北爲壹岐、隔海三百五十里」とありて、杵築、平田、白潟、安來、三保關は[illegible]とす。

杵築郷(キヅキ)

和名抄、出雲郡杵築郷。○今杵築町、杵築村、日御碕村、遙堪村、荒木村等にあたる。宇加山(出雲御埼山)の西南麓にして、海を控へ、往時は斐伊川(出雲大川)其南を流れて、神門水海に淳溜し、以て大海に入れりと云ふ、後世杵築の南方の江湄田野大に變改

す、事は斐伊川幷に神西湖の條に見ゆ。

風土記云、杵築鄉、郡家西北廿八里六十步、八束水臣津野命之國引給之後、所造天下大神之宮將奉、與諸皇神等參集、宮處杵築、故云寸付、神龜三年、改字杵築、又云、神戶鄉、里二、郡家西北二里一百廿步、出雲也（この神戶は杵築の神戶の事なれは、杵築鄉の隣と想はる、郡家西北二里とあれど、地形合はず、二里の上に廿字を脫せるならん）

（鼻高山）

出雲御埼山

出雲山、また御埼山と云ふに同し、杵築鄉の東北、美談鄉の西宇賀鄉の南なる山彙にして、其西端を日御崎と云ふ、杵築大社は西南麓に在り、出雲神社謂瀰山は其北偏にして、多衔志峰は東堺にあたる、其最高峰を彌山と呼ひ、又鼻高山と唱ふ、大社の東に峙え、直立三千六百尺。○風土記國引の條に「去豆の打絕よりして、八穗米支豆支御埼なり」とある國土は、楯縫の許豆浦より日御崎までの地、即御埼山を指す。

（宇迦山）

風土記云、出雲御埼山、郡家正北廿七里二百六十步、高三百六十丈、周九十六里一百六十五步、西下、所謂所造天下大神之社坐也。○按に古事記に「須佐能男命、呼謂大穴牟遲神曰、意禮爲大國主、亦爲宇都志國玉神、而其我之女須世理毘賣、爲適妻、而於宇迦能山之山本居也」とある、宇加の山即御埼山に同し。

木の間より月は出雲の御埼山神代の秋の光り見すらん、冷泉宗家

杵築

今杵築町杵築村の二に分つ、戶數二千、松江市西十里、其海灣を杵築浦と呼ひ、東北に山嶺を負ふ。出雲大社杵築宮は、市街の北に在り、舊神領五千石。

杵築大社

杵築町に在り、出雲大社と稱す、今官幣大社に列し、其宮司を國造家を呼ひ、千家北島の二氏あり、並に男爵を賜ふ、此神社は神書國史に著論し、其盛名古今に易はることなし、神社中の神社と謂ふへし。

（出雲大社）（天日隅宮）

神祇志料云、杵築大社、古之を天日隅宮と云ふ（日本紀同纂疏）即出雲の一宮也、（一宮記）建速須佐之男命六世孫、大國主神を祭る、（日本書紀古事記新撰姓氏錄延喜式）大國主神亦名大穴牟遲神、亦名葦原色許男神、亦名八千矛神、亦名宇都志國玉神、又大國玉神と云ふ（古事記大國玉神據日本書紀）（亦大己貴、葦原醜男、顯國玉等にも作れり）蓋素盞嗚尊、淸宮を作りしより、大國主神に至て、其族類の神甚多く、威靈の天下に被る者尤遠し（日本書紀古事記）初建須佐之男命の子、八嶋士奴美神、大山津見神の女、木花知流比賣に娶て、生子布波能母遲久奴須奴神、此神淤迦美神の女、日河比賣に娶て、生子深淵之水夜禮花神、此神天之都度閇知泥神に娶て、生子淤美豆奴神、此神布怒豆怒神の女、布帝耳神に娶て、生子天之冬衣神、此神刺國大神の女、刺國若比賣に娶て、生子即此大國主神也、此神須佐之男命の御教に依て、其生太刀生弓矢を持て、八十神を坂御尾毎に追伏せ、河瀨毎に追撥て國作り始め給ひ（古事記）少彥名命と心を陸ひ、力を戮せ、葦原中國を作固め給ひ、又顯見蒼生の爲に、病を治る法を定坐き（日本書紀）故八十萬の神、其威に歸服奉り、百姓悉く其恩頼を蒙るを以て、天下諸國此神を祭る者甚多し（日本書紀參取延喜式）凡遠つ御祖伊奘諾尊伊奘冊尊の大業を繼坐て、國造りの大造功績を成就給ひき、其神功盛烈尤大也（參酌日本書紀古事記大意）仍て其功を稱て國造大神と云ひ、又天下造らし大神命と申す、（延喜式出雲風土記）爰に天神高皇產靈尊、此神を服け給はんとて、武甕槌神經津主神を降し給ふ時、大國主神に問給はく、天神の命以て問に遣はせり、汝か領ける葦原中國を皇孫命に避らむやと否やと問給ふ、對曰く疑はし、汝二神は吾處に來るにあらし、故許し奉らし、唯吾住所をば、天神の天津日嗣知食む、登陀流天之御巢なして、底津石根に宮柱太しり、高天の原に氷木高知て治め賜はば、吾は百不足八十坰手に隱りて侍ひなむと白しき、於是經津主神還昇りて報告す、時に高皇產靈尊乃二神を還遣して、勅曰く、今汝か言ふ事を聞に實に其理あり、故更に條々にして勅給ふ、其汝所知る顯事は、吾皇孫命に治せ、汝は神事を治せ、又汝の住へき天日隅宮は今造らせてむ、其宮造の制は、千尋栲繩以て百八十結に結、柱は高く太く板は廣く厚くし、又御田佃らせ、又海に往來遊の具に高橋浮橋、及天鳥船も供造せ、天安河にも打橋造り、又百八十縫の白楯を供へ造り、又汝が祭祀を主る者、天穗日命也と詔しめ給ひしかば、大國主神白し給はく、天神の勅教かく慇切なるを、何て命に背奉らむ、葦原中國は、命の隨既奉らんと白し給ひき（日本書紀古事記）故出雲國の多藝志の小濱に、天御舍を造る時に、神魂命の御子、天御鳥命を天降して、楯部として御裝束の楯を造らしめ、八束水臣津野命は諸の皇神等と宮處に參集て、杵築給ひき（古事記出雲風土記）其宮造り甚高く大きなるを以て、之を杵築大社と云ふ（釋日本紀）天平神護元年、神封六十一戶を寄せ奉り、（新抄格勅符）元曆元年十月、源賴朝書を下して神宮社務等、各私威を耀す事を停めて、專ら神事を勤むへき旨を仰せ（杵築社文書）文治五年、又神主貞忠に附て、神馬一匹を奉り、六年正月劍一口を奉りき（東鑑）後醍醐天皇元弘三年三月丁未、勅して近臣を遣け四海の太平を致すことを祈り奉り、尋て國造孝時に命せて、神寶の御劍一口を朝廷に奉らしめて、寶劍の代とせらる、（杵築社元書）

按、出雲風土記、意宇秋鹿楯縫出雲等の神戶を熊野杵築二所大神に依奉ると云ふに據らは、神護以前既に神戶ありし事著し。

杵築大社を神代紀に天日隅宮と云ひ、風土記に日栖宮に

(日栖宮)

作る、舊紀に西北の隅に在るを以て此名ありと云ふは疑ふべし、隱り潜むの義に因り、日栖と謂ふ歟、其義古事記傳に見ゆ、齊明紀に「命出雲國造、修嚴神之宮」と見え、釋に「杵築神宮也、厳者嚴重之義也」と曰ふ、古事記には出雲大神宮とも、又「出雲之石𥑎之曾宮」と見ゆ、又歌詞中には「ヤホニヨシ伊岐豆岐ノミヤ」とよみたり。此大社の祭神中世に及び專ら素盞嗚尊を推奉し、或は大己貴神、及び其父素盞嗚尊を祭ると爲し、一宮記神社考にもしか曰へり。天淵記には「素盞嗚尊、無杵築浮浪山十八里、以定宮居於杵築濱、素我里也、素盞嗚尊乃大社杵築明神是也」と述へ、太平記にも杵築社は素盞嗚尊なりと云ふ、遂に此地に須賀宮の故跡を云々するに至れり。○懷橘談云、杵築大社の境內に素戔の社あり、殊に魔空の社は素盞嗚を祭るとぞ、其祠殿もなく、御供には行潦の水を錆むとか、又素戔川と云ふ流あり、土俗の言此日本國は素尊の天下たるべし、その事故は天照大神と夫婦になり玉ひ、忍骨尊其外五男三女を生み玉ひ、御歷世天皇の祖となり玉へば也、伊勢神宮は外戚の祖歟云々と、按するに國に二王はあるまじ、天照大神は素盞嗚尊と夫婦とならせ玉ふとは、神化を掠め奉る也、巫祝の妄說こそ、神慮の程もはかられて恐しけれ。

大社の攝末諸社は、大神后社(延喜式)亦御向社(風土記)と云ふ、大穴持神社(延喜式)亦御魂社(風土記)と云ふ、后社は須勢理比賣を祭る、倍說三穗津姬と云へり、其他筑紫社、神魂御子社、命主社、御子社、伊奈西波岐社、玉江社等あり(延喜式、杵築大社坐と云ふもの、命婦以下六社ありて、風土記には支豆支社七社を擧く、其數合はず、玉江社は今乙見明神と云ふ是也)○神祇志料云、杵築坐伊能知比賣神社、今大社瑞垣の東に在り、天前社と云、蓋伊邪那美命を祀る、(土人傳說)初伊邪那岐命、其妹伊邪那美命と相對立して、事戸を渡す時に、伊邪那美命言し給はく、愛しき我那藝命如此し給はゞ、汝が國の人草一日に千頭を絞り殺さむと白し給ひき、爾伊邪那岐命詔はく、愛我汝妹命、汝然爲給はゞ吾一日に千五百産屋立んと詔ひき、(古事記)伊邪那岐命を伊能知奴主神と云ひ、伊邪那美命を伊能知比賣神と申すは此故也。(土人傳說)

(不老山)

懷橘談云、菱根池は大社の前に在り 池中に株を建てゝ殺生禁斷せり、昔は國造身退れば、赤き牛にのせて、此池に沈めしとなり、孟子曰「上世其親死、則擧而委之於壑」と、易曰「古之葬者、厚衣之、以薪葬之中野、不封不樹、斯歟」といへるも、皆是上古の風儀なる可し、弘仁年中に天穗日命二十五世の孫、國造千國よりぞ土葬にし侍る、浮屠の書、諸經要集見侍るに、凡そ葬法四種あり、一曰水葬、二曰火葬、三曰土埋、四曰施林と、御崎山をば、藻頭草に不老山と云ひ歌あり、

年經ても老せぬ山の松の風幾万代の歌に吹覽

近き頃宗養と云連歌師か、發句に

雁もまてたなし常世の春の月

是の不老山と云說信用しかたし、神書の抄に杵築の宮は乾の方にあつて、日の入る所なり、故に日隅宮と云と、此社は自餘の社に替りて、正殿は南向、柱は九本、何れも丹青にて彩り、階を昇れば正面の障子に、金の彩色に當社の地圖を寫し、左の障子には駿馬を畫き、昇殿して左へ廻り、內陣西に向ふ故に、人東に向て拜す、いかなる故にや、社よりは外七十二町外に大鳥井、今は株のみが殘りける、八雲山の麓に北島が亭あり、一國造の世よりの屋地なりとぞ、東の谷より流るゝ川を吉野川と云、万葉集に人丸歌に

八雲立出雲のこらが黑髮は吉野の川のおくになつそふ

とよめるは是なり、こらは伊勢の子等と云者の類なる可し、西の谷より出つる川を素鵞川と云、社の東は龜山、西は鶴山、此鶴山の麓に國造千家か亭あり、當社の御神寶の多き中にも、神代より傳はれる寶劍二柄ありしを、元弘三年後醍醐天皇の勅に依り、國造孝時寶劍一柄を奉る貢として、建武三年に肥後國八代の郷を寄附し玉ふ、今に一柄殘たるこそ、神代よりの靈劍なれ、劍より柄迄に作り付たる劍なり、其外は後世の人の納めたりし雜劍なり、神寶種々の中に、田當門具も有りけるぞ有難き、凡勝功を以て國を開きし事、和漢共に同し、然るに中子染紙やうの神寶といへるも又多し、宮中を見れば御正體と申て鏡の如きものに佛像を鑄顯し、幾らもなくかけならべ、旗は佛前の幡幢の制にて、四方にかけなびかせ、社の西に經藏あり、三重の塔あり、大日堂は胎藏界、本尊は行基菩薩の作なりとはこる、鐘樓に上りて鐘の銘はいかにやと見れば「永和六年伯州某山某寺」と彫付たり、和泉式部か歌に「神垣のあたりと思ふにゆふたすき思ひもかけぬ鐘の聲哉」とよめるは今の折から思ひ出られぬ、老翁語曰、仰の如く、上古の神風は佛法の息をしりぞけ侍るが、近き比國造雅孝か記に云、明星院といへる沙門は、先の國守尼子經久が祈禱の師なりしが、兩部習合の神道を經久に勸め、多胡の滋休を奉行として、大永四年大日堂を建立、大永七年六月三重の塔成り、天文六年に輪藏建立して、攝津國兵庫より一切經を買下し是を納、永正七年、當社造立の時、伯州より九乳の鐘を買取て寄付せりとぞ、又鰐淵寺の學頭所と云所へ來て大般若を轉讀する事も近年の事なり、云々、後醍醐天皇御願の綸旨に云、

被綸旨偁、夫眞、王道之再興者、專神明之加護也、殊仰當社之冥助、欲致回復之大平、偏爲朝臣、爲令復正理、擧義兵、所欲企征伐也、尋得官軍勝之利、可致朝敵幸靈之化旨、凝精誠可祈申、乃精願令成就、勸賞可依請者、仍天氣狀如件

元弘三年三月十四日　　左中將在判

杵築大社國造館

亦尊氏卿も願書を奉らる、其文曰、

凶徒退治祈禱之事、於出雲大社、近日殊可被致精誠之狀如件

觀應元年十一月二十一日在判

杵築國造殿　（以上、懷橘談）

出雲の大社に詣てて見侍りければ、あまくもたなひく山の中にて、かたそぎの見えけるなん、此世の事ともおぼえざりけるによめる、

やはらぐる光や空に滿ちぬらん雲に分入るちぎの片そぎ、（夫木）

謁天日隅宮　廣瀨旭莊

午夜中庭不見人、寒濤相喚集松筠、山形對峙分靈瑞、地勢孤深宜鬼神、千歲祭儀猶尙古、四時禁種悄常新、祠官家自洪荒世、此宮東藁社稷臣、

類聚三代格、延曆十七年官符に曰く、

禁、出雲國造託神事、多娶百姓女子、爲妾事

此是妄託神事、遂扇淫風、神道益世、豈其然乎云々、

出雲國造は上古より連綿たる名家なり、其相續傳統の正しき此家の如き、天下に比なしと謂ふべし、其祖天穗日命武夷鳥命より系を垂れ、姓氏錄に「出雲臣、天穗日命五世孫、久志和都(ワツ)命之後」とあるは、國造系圖六世孫櫛(クシ)月命にあたる、崇神紀に「出雲臣之遠祖、振根」并に其弟飯入根其子鸕濡渟(ウカツクヌ)見え、國造系圖に飯入根を十二世伊幣根命、十三世氏祖命亦名宇賀都久奴命と爲す、姓氏錄に「左京神別天孫、出雲臣、天穗日命十二世孫鸕濡渟命之後」とあるに合ふ。國造は古事記并に齊明紀天武紀等に見え、續日本紀「靈龜二年、出雲國々造、外正七位上出雲臣果安」あり「養老六年、出雲國造、外從七位下出雲臣廣島」ありて、并に神賀事を奏上したる由見ゆ、其以降の國造の任補詔書に散見するごとし。〇神祇志料云、

武日照命の裔孫の世々出雲國造として、大神に仕奉る事、今に至て猶上古の風に違ふことなし（參取類聚國史延喜出雲式國造系圖）其國造に任さる、時、神祇官の負幸物を得て國に還り、潔齋する事一年、其年每に入朝して神壽賀詞を奏し、然して後始て大神に仕ふ（貞觀儀式延喜式）後世其禮既に絕たれとも、世每に大庭(オホバ)社に至て、燧臼燧杵もて神火を繼ぐ式あり、之を火繼と云ふ、蓋其天孫の裔にして、凡俗に異なるを以て也、凡本社神官、千家北島兩國造代る〲年中祭事を掌る、其他、上官、社家、橋社家、中官、伶人、子良、神人、權官等職、二百餘人あり、其年中祭祀極めて多し、其正月二日飛馬神事、七月四日身逃神事、十月十七日神在祭、十一月中卯日新嘗祭の如き最著る、其七月は櫛八玉命の神孫財氏、海藻を燒て之を奉り、十月は錦文の小蛇を捕て神殿に納奉る、其事甚神異也と云ふ（大社記懷橘談古事記傳）〇懷橘談云、出雲國造は昔一家なりしが、四十八代孝時の時、嫡子清孝子なかりければ、清孝の弟孝宗に家を讓る、之を千家の祖とす、孝宗の弟貞孝はまた別に一門を經て、父祖のゆづり狀にまかせて、神火相承け侍る、此より兩國造と分る、年中行事祭禮をも月代りにつとめ、當番守の國造に至るまで不生不滅にして、父身逝れは衣冠正しく坐せしめ、食事常の如くに備侍る、其子は大門より出て大庭(オホバ)へ行き、神火を繼を侍る、道の程十里計なれば彼宮にて祭禮事畢りたりと告來る時、父の國造をば小門より出して瓦棺に遷はし葬りぬ、嗣子は入かはりて國安泰に沙汰してぞありける、其神火神水を關き申侍ることは、木をもみ火を出し、鑽夫(カトハ)にて取る事也、是によりて三年の喪もなく、酒肉斷つ事もなく、五服の忌もなく、穢觸する事もなし、又國造は叙位任官と云事もなく、大僕貴人と雖、獻酬の禮もなしと云ふ、昔は國造の下に神主并檢校の職ありし、文治年中には內藏資忠、武士に[illegible]しなから神主と稱し總檢校に補したりしが、其後に孝房還補せられぬ、（東鑑にも見ゆ）神主檢校上官などいふ、祭の時は御供を國造に備へ、國造故ある時は神前に備ふ、偏に國造を神のごとくに崇敬する事は、周家の尸と云類にや、夫れ尸(カタシロ)は詩に詠じ禮に記せり、國造も尸の位にて「敬之、當如大己貴命乎」又人の盃を飲み玉はぬも、火を忌む故にや、世の人と盃獻の禮もなきを、民俗の說に、國造は天子と位齊き故に、人に盃給はぬなどいへり。

按に出雲兩國造の分立は、恰も南北兩朝の爭戰の際にあたる、清孝國造の卒去後、康永三年、孝宗貞孝二人の間に爭論起り、結局兩家分立の狀勢を成しぬ、卽當時の和與狀あり、

孝宗貞孝當國杵築大社神主國造職所領並神事等

每月御供奉幣、臨時御神事以下得分物者、自正月、三、五、七、九、十一月、孝宗致出仕、可執行之、次二月、四、六、八、十、十二月者、貞孝致出仕、可勤行事

正月七日並三月會御神事、三頭者、孝宗云出仕、云得分、御齋符判形等可管領之、但此內相撲頭一方、右神物內、至神主得分者、貞孝可管領之

五月會、並九月九日御神事者、云出仕、云得分、貞孝可管領之

造營時、柱立之儀、與棟上遷宮之儀者、孝宗云出仕、云得分、任養孝孝時孝門、孝宗可管領之、所領等事、大庭、田尻、揖屋庄、國富村、杵築宮內田畠、及院內市場浦々、遙堪浦等者、半分宛、於年貢得分物者、孝宗貞孝兩方代官、相共遂內檢、半分宛可致其沙汰、次百姓等事、人數分別、可召仕之

上官並神人等、如日來、任孝時法孝例、得分住宅等、不可有改動事

右上件條々之間、永不背此旨候、若向互致違亂違妨者、於孝宗御計、被付管領於一方、可被注其子細候、更一言

不可及對論候、仍和與狀如件

康永三年六月五日　出雲孝宗　花押

出雲貞孝　花押

識云、千家北島二家、康永貞和の爭論ありて難立の後、應安三年に至り、再び爭論を生し、北島家の裁許を受け、永正七年には又其訴訟を尼子家より裁許あり、慶長寛永中に至りて堀尾氏の裁許あり、其後に至るも二家の本末上下の事は事毎に他の物件に托して起り、歴公武の裁斷を煩したりとぞ、應安訴訟の時の北島家注進狀は、

出雲國杵築大社神官等、謹申[illegible]、孝宗與貞孝、令着死去子息貞孝、相論當社國造職并神主職、相傳眞僞條々

右南家者、自覺孝時、清孝相傳、而讓與子孝宗之條、各所存知候、次自孝時、清孝相傳之讓狀者、佐草六郎入道禪光手ニ之條、無子細候

一　清孝者病之間、自存生中、爲代官、令管領孝宗社務、執行神事之條、國中無其隱候、隨而清孝ヒ去之剋、讓與當職於孝宗之間、一國管領之所、舍弟貞孝令言上當職、相論所々之處等、押當社頭、打止去康永三年五月五日御神事、雖相及喧嘩之間、前守護代吉田肥前房厳覺、爲禁制貞孝之狼藉、上其番衆之輩、先可爲無爲之由、日入之間、関予方所存、於京都致貞孝訴訟之次第者、孝宗仁問答之、番訴陳之處、所詮可依自孝時清孝相傳之讓狀眞實之旨、令落居、御下知、去貞和五年五月十四日、爲散不法眼問出雲權守播部充良信奉行、被封裏讓狀之處、佐草六郎入道禪光執筆之條、勿論候

一　清孝家督相承之段、去建武年中、兄弟一族神官等連署之狀、明鏡也、是又佐草六郎入道禪光之執筆也、其子孫六入道因爾、加用形事、爲貞孝之家人上者、無子細候

一　就貞孝所得文書者、清孝相傳之讓文也、[illegible]件文書之間、依申付御教書、遂後證文書於清孝之剋、於京都人質物間、可言渡之旨、以孝景自筆、在出雲書日錄等於清孝、令渡件文書於貞孝方候畢、而孝景死去之間、孝宗度々申付御教書於孝景子息時孝致沙汰畢、

(中略)

抑當十御[illegible]事、下遣若根當社被立當以降、自神取齋館濯水於立上棟、至御遷宮、任舊記、於國造役課禮之條、先例也、早任次第相承之旨、被付國造於一方、無事奉成御造營之功、須欲抽御祈禱之忠勤候、凡當社國造名字相違事、自上古不承及、非例也、何貴孝兼左右、國造之名字令自稱哉、自由之至也、加之父貞孝爲非器相傳之身、不憚神慮、恣成望十當職、巧種々奸謀、依令違亂神事、忽受惡病死亡畢、不恐如此之事端、其子貴孝猶爲奪掠之條、違意之企、不可勝計、(中略)此條々若雖爲一事僞申候者、杵築大明神御罰、各可罷蒙候、仍起請文狀如件

應安三年八月廿八日

沙彌道意　別火　財貞吉　勝部清實

出雲宣清　僧　道雲　出雲孝忠

權檢校　出雲經孝　出雲孝氏

僧嚴孝　沙彌宗潤

又貞孝國造は、一時南朝の御方に參り、忠功を勵まれしこともありて、往北の言上書に

出雲國造兼杵築大社神主出雲貞孝、謹目安言上、當社神主職事

右當所職者、依爲重代相傳、貞孝得亡父讓、任先例、受神火神水、云造營遷宮、云三月會以下祭禮、欲致勤行之處、舍兄孝宗爲觸穢不淨之身、相語吉田肥前房厳覺、致非分競望、成神事煩之間、番訴陳、遂問答之處、孝宗寄事於世上動亂、令延引折節、當國安宗津御座時、貞孝就令言上事由、雖被孝宗奪下、就及無理申條、所詮受神火神水段、可支證立申之由、被仰下之間、當國地頭御家人十餘人、雖在申、孝宗依一人支證不立申、度々被捧證言之狀、猶以不存申之條、無其理、令[illegible]者歟、而今度御社參之時、以御下[illegible]計、孝宗不淨身、號當月、自身可奉御幣取之由、令言上之條、當代所行、何事如之哉、且以不思之段、度々事舊畢、貞孝者[illegible]御出向之時、御所被可申之由、預御教書、自最初至于今、御[illegible]無退轉、孝宗者非器[illegible]不淨上、御教與同、既備支證分明上者、非御[illegible]之限、(中略)被御所代御神拝幸上者、於御幣自者、貞孝被仰付、至當年三月會、任舊例、爲預御遷行、粗言上如件

正平十二年正月日

然れとも北島家は南方にのみ歸依せられしにあらず、貞治四年十月の交へ言上書あり、武家へ訴願したり、中に社頭神事に關する叙說もあれば、當時の形狀を窺ふに便あり、

出雲國造兼杵築大社神主貴孝代時國謹支言上

欲早伯父五郎孝宗者、爲五件不具間、更依不可居神職、不受其讓、孝時(孝宗祖父)死去時、苟入棺於遺骨、以觸穢不淨身、關神火神水、記並讓狀數十代相續貴孝、奉掠上聞上者、被停止孝宗科訴、任舊記并御下知等、致社壇造營畢、文永御結番帳、令勤仕三月會御神事等間事

副進

一通　系圖　一卷　御教書等數々(當社可造營由事)

一卷　侍所(于時細川與州)御奉書、并吉田肥前房厳覺注進狀等數々(孝宗令違背科難遁事)

一卷　御教書數々(可致御祈禱由事、依繁一通進之)

自餘依繁、且備進之(罷者訴陳子細同前)

右當社者、天神七代末、地神五代始、伊弉諾伊弉冊尊、天地開闢之剋、二神合體、先生州國、後生一女三男、其內素戔烏尊者、則今大社大明神、本朝無雙御神也、此尊持爲出雲國降臨朝家[illegible]故、社壇高貴、而可奉安置御時

(矢倉宮)

也、故或號大社、或號矢倉宮者、尤此謂也、因茲公家武家、共以御崇敬不淺之跡、同祿之時者、每度被成下御教書、任舊記差圖、被造營之條、異于他之處、去文永八年正月二日、亦社壞炎上訖、爲遂造營、度々捧訴狀、雖歎申之、不達上聞、徒送九十餘回星霜、(中略)而近年寄縡於世上鬪亂、于今退轉之條、神慮難測者乎、雲件國造神主兩職者、自遠祖宮向宿禰人始、至于貞孝卅三代、皆止亡父喪禮之儀、打越于神魂社、(隔十餘里)令相續神火神水之時、國衙、案主、稅所、神子、神人等令來集、奏鼓樂、遂次第之神役、令一人相傳神職也、(中略)加之去貞和二年八月、於當社領十二鄕本所、雜掌與孝宗致合戰之間、就于殺害注進、於侍所被經御沙汰、孝宗號科難遁之由、御奉書等備、而明鏡之處、孝宗爲重科之身、不恐神慮、不憚上裁、掠申子細之條、無謂之上者、早被棄捐彼料所、貞孝受神火神水、帶舊記差圖御教書等、爲當職之上者、可致造營神事沙汰之由、預御裁許、彌爲致天下安全武運長久之御祈禱、粗言上如件

貞治四年十月日

按に出雲國造は、臣姓なること六國史に徵證すれば明白とす、近代の國造が宿禰姓を冒すは疑ふへし、貞治四年の文狀にも、己に遠祖宮向宿禰と述ぶ、(栗田氏姓氏錄考證に其論詳なり)然るに、大同類聚方には國造北島連と曰ふ、北島連とある一項注目すべし、日本後紀及び續後紀と合はず。大同方云、出雲藥、出雲國意宇郡、大神臣住成、所上朝家之方、出雲國造、北島連等之所傳也、(中略)毒木乃梅乃穀乎去、而肉乎日爾乾、(中略)一切之惡眼、點之、(下略)

(五十狹々小汀)(五十田狹汀)(假宮)

伊那佐濱

杵築の海濱の著名なり、伊那佐の小濱又五十田狹小汀と云ふ、或は五十狹々之小汀と云ふ、因佐神社(延喜式、風土記伊奈佐乃社)此に在り。巡拜記云、杵築の五十狹々濱は、武雷神と經津主神が大國主に迫り、遜國の使命を奉じたる古跡也。神代紀、一書曰、初大己貴神之平國也、行到出雲國五十狹々之小汀、而且當飮食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以白蘞皮爲舟、以鷦鷯羽爲衣、隨潮水以浮到、此則少彥名命也。又云、武甕槌神、配經津主神、至到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰、當須避不。○古事記傳云、二神降到出雲國伊那佐之小濱、この小濱は因佐神社のある所也、今杵築の假宮村といふ浦邊をば、いなさ濱と云ふとぞ、伊那佐の名義は否諾の意にて、仁德紀に諾を毎とよめり、遜國の否諾を問はせ給へる故事に因れにもやあらん(國邑誌稿云、否諾の故事は遜國の問答に起ると云ふは固より善し、然れとも之より先き大己貴神と少彥名神の此小汀にて「吾等所造之國、豈謂善成之乎、或有所成、或有不成、是談也蓋有幽深之致焉」の事あるも、亦否諾の義に通ず)又云、杵築稻佐浦の沖に燥島と云ふあり、土人之をウケツイ島とも呼ぶ、是を武雷神が「千引石擎手末」とある千引石なりと傳へり。

(荒木)

薗長濱

杵築の南、一帶の海濱を云ふ、風土記薗引の條に「持引綱者、薗之長濱、是也」と述べ、出雲郡の下には「薗長三里一百歩、廣一里二百歩、松繁多矣、即自神門水海、通大海、江長三里、廣一百二十歩、此則出雲與神門二郡堺也」と叙し、別に神門郡の下に「薗松山、長二十二里云々」とあれば、長濱は兩郡に分屬し、濱山の內方には水海を湛へ、其江口は杵築の南三百餘歩に在り、郡界も此に限られしを知る、之を今日の狀勢に比するに、杵築の南を荒木とし、荒木の地內に舊江口ありて、其南は神門郡なりしを知る、近世神門川の水、荒木村の南に於て大海に入るは、即古神門海の江口などに近きにやと想はる。

遙堪

杵築の東一里、宇迦川の南麓とす、今菱根、入南、濱村の三村も之に合同す、遙堪の名義不詳、舊名阿須伎と云ふ。

菱根池址

杵築の東南に湛へし沼澤なりと云ふ、雲陽志によれば、遙堪村の菱根、入南、濱村及び、荒木村の修理免、高濱村の江田、八島等は此池沼の跡にあたり、後世漸次開拓し、寬永年間に至り、全く田疇になれりと云ふ、此池沼は神門水海の北に、別に一水海を成しゝと想はるゝも、風土記出雲郡の條下に之に當るへき記事なし、蓋斐伊川の河道の東に轉したる後、舊河道の凹處、池沼を成し、之をば菱根池と名つけしもののごとし、風土記に斐伊川は西に折れ、伊努杵築二鄕を經て、神門水海に入ると述ふれば、當時河水の曲流ありて、池沼の汚滯なかりしを悟るへし。

(阿式)　(阿遲須伎)

阿須伎神社

今遙堪村に在り、貞觀七年、又十三年、出雲國阿式神授位の事、三代實錄に見え、延喜式に阿須伎神社、及び同社坐神十座を載す。韓國伊太氐神、天若日子神、須佐袁神、神魂意保刀自神、神阿須伎神、伊佐奈伎神、阿麻能比奈等理神、伊佐我神、阿遲須伎神、天若日子神是なり。其阿遲須伎高彥根神は、文德實錄、仁壽元年授位の事見え、伊佐我神は、國造系圖に武夷鳥命の子を、伊佐我命とす。

風土記に阿受枳社に作り官社十一所の外に、同阿受支同社二十六所を擧けたり、されは巡拜記に阿須伎社の今祀三十八神ありと云へり、阿須伎、阿受枳、阿式は一名の音便にして、此地の舊名をば阿須伎と曰へるなり、近世に至るまで遙堪の地に、阿式の稱のこれりと聞く、其主さして祭らるゝ神は、蓋阿遲須伎高彥根命にして、阿遲須伎と云ふも、(神代紀味耜に作る)阿須伎に同じ、皆一區の祠宇のみ、高彥根天若日子夫婦等の事は、大國主の條に見えて、記紀に參考すへし、其說長けれは今此に

引かず。

出雲式社[illegible]はすべて四十社なり、然るに今[illegible]に社なし、中古[illegible]となれりし也、今假宮にて伊[illegible]に大社あり、其[illegible]地名となりて、假宮村と云ふ、[illegible]の小名なり、是社に[illegible]同社をば合せ[illegible]れるならん、其[illegible]は神体幾柱とも計り難きほど多く坐して、[illegible]自餘の社に例なきにても知るへき也、假宮の名も數社を假に一社にしたる故の名なるへし

伊努郷(イヌ)

和名抄、出雲郡伊努郷。○今高濱村、鳶栖村(トビノス)及び川跡村にあたる、杵築郷の東にして、斐伊川の河濱の北岸とす。風土記云、伊努郷、郡家正北八里七十二歩、國引坐[illegible]、御子赤衾伊努[illegible]坐之社、[illegible]中、故云伊農、神龜三年、改字伊努」と、この伊農の舊社は、今鳶栖村に存す。

(高濱)

矢尾(ヤビ)

今日下、平野、里方等と合せ、高濱村(タカハマ)と改稱す、鳶巣村の東に接す、來成山(キナシ)は字迦山(卽御埼山)の一峰にして、矢尾に屬す、其[illegible]に來成大王社あり、風土記來坂社二所、延喜式、久佐加坐大穴持海代比古海代比女(ウミシロ)二座と云ふにあたる。(巡拜記神祇志料)

日下(クサカ)

今高濱村の大字にして、矢尾の東北とす、風土記久佐加社、式内、此に存す。

新[illegible]日下　日御[illegible]神田事　(永[illegible]元年下文)

可早引[illegible]田[illegible]、[illegible]正月十五日三月三日五月五日七月七日九月九日[illegible]月十七日神事、[illegible]大濱名貳町、高濱郷壹段、小[illegible]町、稻岡郷八町、武志郷貳町、戸屋郷五段、富郷七町、云々(集古文書)

(鳶巣)

林木(ハヤシギ)

今鳶巣村(トビノス)と改む、日下の北に接し、鳶巣と名つくる山あり、來成旅伏等と相連る、卽字迦山の東嶺とす。安西軍策に「吉川元春、[illegible]の巢表へ打寄し、平田の手崎の城を取鳥へ、高[illegible]へ打越り、[illegible]に陣を[illegible]、[illegible]、[illegible]出雲[illegible]引[illegible]、平田と[illegible]打入[illegible]ふ、[illegible]けるを[illegible]」云々。

伊農神社(イノ)

今西林木[illegible]伊[illegible]谷に在り、[illegible]に[illegible]神社、同社[illegible]社同社伊[illegible]とありて、延喜式に伊[illegible]神社、同社[illegible]神社、同社[illegible]、同社比古[illegible]、和[illegible]社と見ゆる是也。

又風土記伊努社三所ありて、[illegible]式に之を意布[illegible]社、都我利神社、伊佐我神社と錄す、伊佐我都我利は國引坐[illegible]國に見ゆれば、意布伎と云ふも一系の人にして、名字の相異せるならん。

(稻岡)

武志(タケシ)

鳶巣の南、矢尾(ヤビ)の東、斐伊川の邊とす、今稻岡、高岡等を併せ川跡村(カハト)と改む　古は斐伊川武志の南を西へ流れけるが、後世東北に轉し、其河道の跡に稻岡高岡等の里いできたると傳ふれば也。

地[illegible]云、一說、斐伊川は寬永十二年の洪水に、始めて東に折れ、七筋を[illegible]りて宍道湖に入る、當時國主京極若狹守入部の際にして、翌年[illegible]隄防を築き、東折の水流をば一筋に導ひきたり、故に今に至るも斐伊川の堤を指して、俗に若狹土手とも云ふ、時に神門[illegible]砂濱となり、二つの水涌あり、因て杵築神光寺川を立て、水道を通し、[illegible]堤、鳶[illegible]の六村を置くと云ふ、一說には本川の東折は寬永年間にあらずして、或は慶長以前ならんといへり、其理由とする所は建長康永の際、高岡、稻岡、常松(イナチカ)(寛[illegible]伊川西流[illegible]川[illegible]也)等の地名已に古文書中に相見え、又中古[illegible]根地(雲陽記によれば、後[illegible]年間に埋もれて田畠となるもの、卽今の[illegible]埋免、入南、菱根、江田、六島、濱村等に當る)の名稱あるを見れば、當時斐伊川已に東へ轉流して、川跡低窪の地沼澤をなすに因り、斯の池の名稱もありしと思はる、然れとも此川筋を純然東折せしめたるは、寬永以後に屬すれば、其以前建長頃より已に本流卽ち西流の外に、東[illegible]なる支[illegible]を生し、[illegible]二大方向に分れつゝありしものならん。(斐伊[illegible]、[illegible]に[illegible]ては、下の西門江(ニシトノエ)址を參考すへし)

(多藝志)

古[illegible]に、[illegible]山[illegible]、[illegible]、[illegible]小[illegible]二[illegible]とならて武志村と云ふとあり、[illegible]上古には斐伊川の[illegible]にやありけん、又宍道湖の水を杵築西濱及び[illegible]の[illegible]、[illegible]に通したりとも想はるれば、[illegible]なりしも知るへからず、古事記大國主神の[illegible]、[illegible]出雲國之多[illegible]之小濱、[illegible]之御[illegible]、[illegible]八王[illegible]、[illegible]御[illegible]と見え、今も武志に[illegible](カンド)存し、[illegible]にも水戸(ミナト)社ありて、[illegible]戸[illegible]財氏と稱し、世々別火の家なりき。

(簸川)(肥河)

斐伊川(ヒノカハ)

又簸川(ヒ)、肥河(ヒ)に作り、大川(オホ)とも稱す、出雲の巨流なり、水源は仁多郡船通山に發し、横田川の名あり、西北流、馬木川阿井川を容れ、大原飯石兩郡の間に入り北流、斐伊川の[illegible]起る、卽三刀屋川牛尾川を併せ、大竹に至り西に折れ、簸川郡に入る、出西村に至り新川(シン)を分ち、又高[illegible]川を分ち、本流は北流し、[illegible]いて東に轉し、遂に宍道湖に入る、長凡二十里。大川は出西以下の下游に於て、流勢六脈、古今の大變あり、蓋宍道湖と杵築灣の間なる平野は、本來大川の流砂と、海波の淘汰作用によりて生成したる者とす、去れば太古には此間に海水の東西に走れることを想像する說あるも、當然の事とす、風土記には大川は西に折れ、屈曲して神門に入ると[illegible]す。

出雲大川源、自伯耆與出雲二國堺、鳥上山流、出仁多郡横田村、卽經横田三處三澤布勢等四郷、出大原郡堺引沼村、卽經來次斐伊屋代神原等四郷、出出雲郡界多義村、經河內出雲二郷、北流更折、西流卽經伊努杵築二郷、入神門水海、此則所謂斐伊河下也、河之西邊或土地豐饒、五穀桑麻、稔頗枝、百姓之膏腴薗、或土體豐沃、草木叢生也、則有年魚鮭麻須伊具比魴鱧之類、潭湍雙泳、

自河口至河上横田村之間、五郡之百姓、便河而居、起孟春至季春、校材木船、沿泝河中也。

此河水は寛永十二年の洪水に漲溢して、東に決潰し、委ロを宍道湖に求め、是より今日の狀勢を馴致す、倘武志、神西湖、菱根池址、西門江址等を參考すへし。

西門江址

今詳ならず、蓋往時斐伊川の河道は、此江水に誘引せられて東轉し、以て宍道湖に通したる歟。風土記云、出雲郡西門江、周三里一百五十八歩、東流入于海、有鮒、大方江、周二百卅四歩、東流入于海、有鮒、二江源者井田水所集矣、東入海、三方井平原遊遠、多有山鷄鳩鳧鴈鴛等之族也。(東門江は栗江促戸に在り)

美談鄉

(國富)

和名抄、出雲郡美談鄉。○今國富村是なり、林木の北にして、平田町の西南なる、大字に美談存す。風土記云、美談鄉、郡家正北九里二百四十歩、所造天下大神御子、和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長、供奉坐之、卽彼神坐鄉中、故云三太三、神龜三年、改字美談。(國富は中世の庄號なり)

彌陀彌神社

今國富村大字美談に在り、八幡宮に合祀す、延喜式美談神社、同社比賣遅神社とありて、三代實錄、貞觀七年、御談神授位せらる、風土記に彌陀彌太彌の兩官社、及び彌陀彌十一社を載す。巡拜記云、今の美談八幡宮は、建長中、國の守護佐々木次郎左衛門泰清の七男、廣田頼清の勸請する所也、又同所に中田明神あり、卽式の縣神社にして、其若宮は式の和加布都努志神社にあたる。

旅伏山

國富村の西嶺にして、鰐淵村の東にあたる、旅伏大明神あり、卽風土記の都武自社にあたる、文德實錄、仁壽元年に授位の事も見ゆ、又風土記に「多夫志烽、出雲郡家正北一十三里卅歩」と、此山頭に烽火を置かれしを知る。

口宇賀

今國富村の大字にして、宇賀鄉に通する山路にあたる、記式に並見する宇加神社此に存す。

漆沼鄉

和名抄、出雲郡漆治鄉。○今直江村、伊波野村なるへし、美談鄉の東南にして、斐伊川を隔つ。風土記云、漆沼鄉、郡家正東五里二百七十歩、神魂命御子、天津枳値可美高日子命、御名又云薦枕志都沼値之、此神鄉中坐、故云志豆沼、神龜三年、改字漆沼。按に今志豆沼社の所在を知らず、鳥屋神社、波知神社(風土記)は供に伊波野に在り、延喜式印波神社(風土記伊波に作る)も此に在る歟、又下直江(伊波野村の大字とす)に御井神社あり、神道家此に古事記「八上比賣者、雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣、而其所生子者、刺狹木俣而返、故名其子、云木俣神、亦名御井神也」とあるを援證す。

(鳥屋)(伊波)

福富

今原鹿、今在家等と合せ、久木村と改む、直江村の北に接す、日御碕村の古文書に「元弘三年、出雲國福富保、依合戰功當、與政高云々」と見ゆれば、亦舊地なり。

福富の東北、斐伊川宍道湖に臨める村落を、今出東と改稱す。

直江

今直江村と云ふ、上直江に對し、下直江とも云ふ、伊波野の東南、出西の東北なる大村とす、此村名風土記に見えず、古事記に長穗宮とある長穗は、此地の本名にして、江流に因り、直江とも云ひ、轉して村名と爲りし歟。

古事記、玉垣宮(垂仁)段云、本牟智和氣命、拜出雲大神宮、將還上之時、肥河之中、作黑樔橋、仕奉假宮而坐、爾出雲國造之祖、名岐比佐都美、餝青葉山而立、其河下將獻大御食之時、其御子詔言、於河下如青葉山者、見山非山、若坐出雲之石硎之曾宮、葦原色許男大神以伊都久之、祝大庭乎、問也、爾御伴王等、聞歡見喜、而御子者坐檳榔之長穗宮、而貢上驛使、爾其御子一宿、婚肥長比賣。(長穗はナガホなれど、ナホにも假借すへし、ナガをつむれはナと爲る、肥河は卽斐伊の大川にして、石硎之曾宮は杵築社の別名なるへし、曾は隅の約かと云へり)

(長穗)

庄原

直江の東にして、八束郡界に至る村落なり、其驛舍を下庄原と云ひ、學頭、神庭等之に屬す、杵築の東五里とす、學頭に鑛泉の湧出する者あり。

建部鄉

和名抄、出雲郡建部鄉。○今庄原村にあたる。風土記云、建部鄉、郡家正東一十二里二百廿四歩、先所以號宇夜里者、宇夜都弁命、其山峰天降坐之、卽彼神之社、至今猶坐此處、故云宇夜里、而後改所以號建部者、纏向檜代宮御宇天皇、勅不忘朕御子倭健命之御名、健部定給、爾時神門臣古禰、健部定給、卽健部臣等自古至今、猶居此處故云、また姓氏錄に「鳥取造祖、天湯河桁、尋求鵠出雲國、宇夜江捕鳥貢之」とあり。

(宇屋)

神庭

今庄原村の大字とす、神庭八幡は記式の神代社にして、宇夜都弁神を祭る者たるへしとの說、巡拜記に見ゆ。

新川

斐伊川の分流にして、出西庄原の二村を貫き、宍道湖に入る、田間の養水に供用せらる、長三里、天保二年、斐伊川の防隄往々決潰の患あるを以て、其水勢を殺かんが爲めに分路し、之を新川と名つく。

出雲鄉

和名抄、出雲郡出雲鄉。○今出西村是なり、庄原直江の西南にして、斐伊川の東畔とす、風土記に「出雲鄉、卽屬郡家」また「通神門郡界、出雲大河邊、二里六十歩、渡五十歩、渡船一」とあるに因り、郡家は「河東二里六十歩」今道の十餘町の地に在りしを知る、卽大字出西の域内とす、此鄉を中世以降出西と改稱せるは、出雲郡に隷屬しければ、出雲の舊號を棄てたる也。

(出西)

延喜式、伊佐賀社(風土記加佐伽に誤る)交武社(風土記

久年を正とす）并に出西に在り。（風土記鈔注）

佛經山（ブツキヤウ）　出西村の東南嶺にして、古名神名火山と云ふ、風土記云、神名火山、郡家東南三里一百五十歩、高一百七十五丈、周一十五里六十歩、曾伎能夜社坐、伎比佐加美高日子命社、即在此山嶺故云。○曾只能夜神社、同社韓國伊太氐神社は今氷室の上宮にあたり、俗に熊野祇園の二神に譲る、下宮は曾伎爾神と稱し、風土記式外の支比佐社にあたる、（長德の條に引ける古事記の文に、出雲國造の祖岐比佐美と云人あり、此社名に因む所あり、又能義郡にも吉佐てふ地名存す）又加毛利神社在り。氷室とは檜森と云ふに同し、神籬に通し又神名火と同義とす。

（氷室）

神立（カンダチ）　今出西村に屬し、氷室と合せ神氷の稱あり、此神立は所謂厝にして、風土記「神戸郷、里二、郡家西北二里一百廿歩」と云ふにあたる歟、然れとも東北にして、西北にあらず、故に杵築郷の下にも、一說を注したり。

河内郷（カウチ）　和名抄、出雲郡河内郷。○今出西村の大字阿宮、并に上津村蓋是なり、佛經山の南麓、斐伊川の谷間にして、東は大原飯石の郡界に至る。風土記云、河内郷、郡家正南一十三里一百歩、斐伊大河、此郷中西流、故云河内郷、有堤長一百七十丈五尺、七十五丈之廣、七丈五尺、九十五丈之廣、四丈五尺。

阿宮（アグ）　又阿具に作る、斐伊河の北岸なれは出西村に屬す、延喜式阿吾神社（風土記阿具に作る）此に存す。

中上（ナカカミ）　今上津村と改む、阿宮の對岸にして、薗山村の東北とす、風土記に「新造院一所、在河内郷中、建立嚴堂也、郡家正南一十三里一百歩、舊大領日置部臣布禰之所造」とあるを譜、鈔に是は今の中上郷の域上寺なるへしと曰へり。

神門郡（カムド）　明治二十九年廢して、其地域簸川郡へ入る、出雲飯石の西にして、石見國境に接す、即神門川の下游に居る。

神門郡、和名抄加無止と注し、十郷に分つ、風土記神戸里を加へ十一郷とす、後世東北の郡境錯亂し、出雲郡の杵築伊努河内郷等の地を兼併したり、故に近時は面積十九方里に及ひ、二町二十八村に分ちたり、

（神戸郡）

神門は又神戸に作る、推古紀云「廿五年夏六月、出雲國言、於神戸郡、有瓜大如缶、是歳五穀登之」、風土記に名義を釋きて曰く「所以號神門者、神門臣伊賀曾然之時、神門貢之、故云神門、即神門臣等、自古至今、常居此處故云」と而て、神門郡の下の署名に「大領外從七位上勳業神門臣」と見ゆ、神門とは鳥居門の古名と聞こゆ、又ある書に神代巻なる、味耜高彦根の大葉刈の劍、一名神戸劍（古事記神度劍）を此地より出てし歟と論せり。○神門臣は、國造家出雲臣と相並ひ、古代に其名著る、姓氏錄「右京神別天孫、神門臣、天穗日命十二世孫、鵜濡渟命之後也」また、舊事本紀（地神本紀）「大田々禰古命、出雲神門臣女、美氣姫爲妻、生大御氣持命、此命出雲鞍山祇姬爲妻」と見え、類聚國史「天長七年、出雲國正税五百束、給采女神門臣富繼」とも見ゆ、其後は聞かず。○大同方云、須西利藥、出雲國神門郡大領神門臣等之家方、元者和加須西利比賣神所授也、小兒一切痔疾。

雲西道間　　賴　杏坪

西海連天不見山、油桐林裡幾村烟、薫風四月神門郡、猶着寒衣耕渚田。

大津（オホツ）　今大津村と云ふ、斐伊川の西岸、今市町の北とす、古の鹽冶郷の中にや、又八野郷の中にや不詳、斐伊川は、往昔大津の北を西へ折れて、流れしならん、今高瀬川と稱する斐伊の分渠は、大津の南を過す。遷拜記云、大津の尚玉社は、海神を祭るとぞ、此邊往古は都て海潮にて、其大津と云ふは湊の所なれは也、風土記阿須理社（延喜式阿須利に作る）は、大津村の西南石塚に存す。

八野郷（ヤノ）　和名抄、神門郡八野郷。○今四絡村なるへし、大字矢野存す、大津の西にして、遠埋高瀬の南とす。風土記云、八野郷、郡家正北三里二百一十歩、須佐能袁命御子、八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命、將娶給爲、而令造屋給、故云。（此に三里云々とあるは、八里か九里の誤にあらずや、今路にして古志の舊郡家より一里に餘れり）

（矢野）

延喜式八野神社（風土記矢野に作る）は今四絡村大字矢野に、大山神社は大字小山に在り、比那神社は大字大塚の雛原明神是なり（風土記鈔）

（大塚）

高瀬川（タカセ）　斐伊川の分派にして、大津の南なる來原に涵口を設け、今市驛の北邊に過し、末は神門川に入る、長二里半、灌田の用水と爲し、六百餘町に及ふと云ふ、貞享四年の開鑿に係る。

高岸郷（タカシ）　和名抄、神門郡高岸郷。○今高松村ならん、四絡村の南なれは、古志郷の西北とす、風土記に「高岸郷、郡家西北二里、所造天下大神御子、阿遲須枳高日子命、甚晝夜哭坐、仍其處高屋造、可坐之、即建高椅、可登降養奉、故云高椅、神龜三年、改字高岸。（或云高瀬川の邊を、昔來高瀬郷と曰へり、即高岸の訛りて、高瀬と爲れるもの歟と）

（高瀬）

雲州軍話、志賀の城は、月山の輔けと聞へしかは、早く攻落せよとて、山中鹿介三千餘騎を押寄、唯一刻に落去ければ、幸盛益猛威を振ひ、同日高瀬の城に發向し討圍む云々。

鹽冶郷（ヤムヤ）　和名抄、神門郡鹽冶郷。○今今市町、及び鹽冶村是なり、大津の西南にして、神門川を以て、古志郷と相隣つ。風土記、鹽冶郷、郡家東北六里、阿遲須枳高日子命御子、鹽冶毗古命坐之、故云止屋、神龜三年、改字鹽冶。（古の神門軍團も此邊とす）

(屋止)

懐橘談云、鹽冶郷には八幡宮あり、中世佐々木の一族此に居り、鹽冶を氏とす、(按に、佐々木氏當國の守護となる以前にも、鹽冶氏あり、盛衰記一谷城搆の條に、鹽冶の大夫と云ふ)又止屋淵と云ふは、崇神帝の時、出雲大神宮の神寶を、飯入根勅命により進献したりけるに、飯入根の兄振根怒りて、終に飯入根を撃殺せる故跡なり、其事は記紀に見ゆ、時人之を悲み謡ふて曰く、

八雲立出雲たけるか佩ける太刀つゝらさはまきさひなしにあはれ、

事朝廷に聞え、將軍吉備津彦來り振根を誅す。(按に止屋淵の事、崇神紀に見ゆ、古事記倭建命の西征の條にも出雲健の事見ゆれど、崇神紀の記載と相違す、風土記に刧屋池周一里と云ふは、止屋淵に同しかるへし)氏族志、佐々木義清、子泰清、領隱岐出雲、子孫以國爲氏、其族蕃衍於二國間、有鹽冶、富田、井、古志、駒尾、大熊等三十餘氏。懐橘談、佐々木泰清の二男、左衛門尉賴泰、延慶の頃八幡宮を勸請す、賴泰は鹽冶氏の祖なり。○太平記云、主上隱岐國より還幸成りて、船上に御座ありと聞えしかば、國々の兵ともの馳せ參ること引もきらす、先つ一番に出雲の守護鹽冶判官高貞、富士名判官と打ち連れ、千余騎にて馳せまゐる、其後朝山二郎八百余騎、金持の一黨三百余騎、大山の衆徒七百余騎、都て出雲伯耆因幡三箇國の間に、弓矢に携はる程の武士共の參らぬはなかりき。○外史足利記云、明德之役、山名滿幸逐歸伯耆、使其將鹽冶師高守出雲、時義滿以山名氏地、賞諸將、賜出雲於佐々木高詮、高詮將吏來誘以利、師高答曰、山名氏所以至此者、失義於足利氏也、吾亦不欲失義於山名氏、吾父分自與吾異、將出應命、幸善視之、乃諭其父出降、送之城下、既訣而自殺、曰吾不忍與父鬪、城乃陷。

夜牟夜神社（ヤムヤ） 風土記に、同社三所を載せ、三代實錄「貞觀十三年、夜牟夜神授位」延喜式に鹽冶神社、鹽冶比古神社、鹽冶比古麻由彌能神社の三座と爲す。(神祇志料云、保乃加社、今鹽冶社同地に存す、又延喜式に鹽冶日子命御子燒大刀火守大穗日子命神社と、神産魂命子邑日女命神社の二座あれど、風土記に之を官社と爲さずして、別に鹽夜社火守社を載す、此二座は天平以後に更に官社に加へられし也、云々)

今市（イマイチ） 今今市町と云ふ、市街を成し、戶數一千二百、簸川郡の中心に當るを以て、郡治を置く、杵築の東南二里半、松江を去る八里。

懐橘談に、今市に神門（シンモン）寺ありと載す、神門寺とは風土記朝山郷の神門臣建立の嚴堂をうつしたるにあらずや。

(寺門神)

日置郷（ヒオキ） 和名抄、神門郡日置郷。○今鹽冶村へ混す、下鹽冶なとにあたるごとし。風土記云、日置郷、郡家正東四里、志紀島宮御宇天皇之御世、日置伴部等所遣、來宿停、而爲政之所、故云日置郷。また延喜式に「凡出雲國、置内外日置田二町」と見ゆ、此日置の語は諸家の難解とする所にして、日置を置郷とも云へりと見ゆ、此仁部は部氏の名として、史書に著る者なけれど、郷里の名には諸州諸國に多く存す、(日御前の神主日置（ヒオキ）氏は當國の名家也、延喜式の日置田は、此家にて掌れるにあらずや)按に

田制篇云、日置はヘキともヒキともヒオキとも訓めり、古事記に幣岐君、姓氏錄に日置朝臣見え、拾芥抄に日置倉人日置部あり、和名抄諸郷の名に日置數多見え、比於木比岐兩樣の訓あり、是は何なる義に由れるか知り難けれど、かく諸國に日置と稱する地い多きを以て之を推すに、古へより日置部の仕奉すべき職掌ありて、國々に居住したりけむを、中古以降其業は廢せられて、其名のみ存せるにや、延喜式に出雲國にのみ、内外日置田を置けるも、蓋其由ありて、此國に在る氏人などに賜へるにや、又日置は日詞日奉などの如く、氏人の職掌に屬きたる名にて、出雲大社などに其職掌の存せるあるによりて、此田を置れしにや、

風土記の署名の人々の中に、置部臣一人、置臣二人あれば、日置を置とも云ひ、其日置田は釆女田國造田などと同く、置部の人々に給與せられしを知る。因りて再考するに日置てふ地名の中にも、比於木は此置部と相干與すれど、幣岐比岐とよむべきものは、全く其類を異にす、ヒオキもヘキも皆一語の轉訛と云ふは從ひ難し。(大和の日置郷參考すへし)

阿利神社同社坐加利比賣神社(延喜式風土記)今下鹽冶に在り其地を阿利原と云ふ。(神祇志料)

神門川（カンド） 其水源は飯石郡赤名村に屬し、北流九里半にして、本郡一窪田村に至り、東北に折れ、波多川を容れ、四里にして朝山村馬木に至り、更に西北に轉し、二里半にして杵築西浦に入る、總長十六里、又神（カン）戶（ド）川に作る、其下游の彎灘頗大なり。

地學雜志云、神戶川は往時馬木村の邊より西南へ屈し、所謂神門崎(古志町の東南七町にあり)と妙蓮寺との間の低地を過ぎ、是より西北に向ひ、即風土記時代の狹結驛(今の古志町の西に三日市といふあり、是驛趾なりと傳ふ)郡家(今の古志弘法寺の西北五六町、字郷といふあり、此邊郡家の古趾なりといひ傳ふ)等の南西側を經、神門湖即ち今の神西湖に入りしものにあらさるなきか、其後馬木村より鹽谷村に流れ入り、神門寺の門前を過ぎ、松簡枝村の邊より園村(今の河口の處へ)向け轉流せしめき、其川跡低濕今に至りて尙存し、多くは古川田の稱號あり、神門寺隨樂寺(神門郡神西村)の領知證文にも亦此名見ゆ、願樂寺慶長三年の證文に「古川田幾段任先例云々」とあり、且該寺緣起に、永祿十年狐塚を開拓して今の堺界を定むと。

(神戸川)

風土記云、神戸川、源出飯石郡琴引山、北流經來島波多須佐三郷、出神門郡餘戸里大門立村、經神戸里朝山古志等三郷、西流入水海也、則有年魚麻須伊具比也(按に此川來島郷より餘戸里に入り、大門立村にて波多須佐の水を容る、風土記の云ふ所、其詳を缺けり)

朝山鄕

和名抄、神門郡朝山鄕。○今朝山村の中、大字上朝山、馬木及び稗原村なるべし、鹽冶古志の東南にして、神戸川の峽谷に居る。風土記云、朝山鄕、郡家東南五里五十六歩、神魂命御子、眞玉著玉之邑日女命坐之、爾時所造天下大神、大穴持命、娶給而毎朝通坐、故云朝山、新造院一所、在朝山鄕中、郡家正東二里六十歩、建立嚴堂也、神門臣等之所造也。(正倉院文書、天平十一年賬給歷名帳に、朝山鄕神門臣の人々の名見ゆ)風土記、淺山社(延喜式朝山に作る)今上朝山の宇比瀧明神是也、(巡拜記)宇比多伎山別に見ゆ。

(淺山)

塵袋記に、平家の家人出雲國朝山記次と云ふ名見ゆ、宍道家譜考證に、朝山景連は足利尊氏に屬し、神門郡の地を食す、其裔孫晉設は僧と爲り、後奈良帝に謁して名を日乘と賜ふと曰ふ。○雲陽志料云、淺山は大伴氏也、元弘中の淺山條就は參考太平記にみゆ、同書に淺山五郎家就と云もの、天皇遷幸の後扈に加はると云を見れば、條就其一門なるへし、備後古城記に淺山姓は源、名は資治、後に北朝に降ると云、これも別にみる所なし、永享以下御番帳に「朝山紀伊入道」、常陸院汀州御動座在陣次着到に「雲州朝山次郎」同國寺の旅記に「朝山出雲守大伴師綱」等みゆ、みな雲州人也、されば條就も雲州人にて、一族みな將上に參上せし内、條就を備後の守護に命せられしや、又は出雲と同家なれとも、もとより備後に居住してこゝより將上へ參りしにや。

馬木

今朝山村に屬す、神戸川の左岸にして、古志村の東に在り、十間川は神戸の分流にして、馬木より西に流れ、古志知井宮を經て、神西湖に歸す、長二里、田間の養水也。

立久惠

(神龜峽)

馬木より、神門川の上流十數町にわたれる奇景なり、近時の詞人之を神龜峽と呼ふ、岩石巨大、壁立空を摩するあり、人立崖踞、飛舞して墜ちんとするあり、形狀種々、松杉之を粧點し、雄麗言ふへからず、風土記に見ゆる宇比多伎山の奇神蓋是のみ。

神龜峽　　　　富瀨　旭莊

夜色雖無觀、歸舟興亦奇、宿探山鬼宅、岸寂水神祠、
風向空巖吼、星臨絕壁危、依々椿峰下、不覺轉篙遲、

(宇比多伎山)

宇比多伎は、內山氏の鈔注に瀧火燒の說あれど、鑿に失す、風土記此諸山を擧けて、大神の御屋也、大神の稻積也などと注せるは、畢竟岩石の特に奇異にして、神巧鬼匠に似たるを比喩するのみ、曰く「宇比多伎山、郡家東南五里五十六歩、大神之御屋也、稻積山、郡家東南五里七十六歩、大神之稻積也、陰山、郡家東南五里八十六歩、大神之御陰也、稻山郡家東南五里一百一十六歩、東有樹林、三方並礒也、大神之御稻也、杵山、郡家東南五里二百五十六歩、南西并有樹林、東北并礒也、大神之御稻杵也、冠山、郡家東南二百五十六歩、大神之御冠也。(同記に土有烽神門郡々家東南四里とあるも、亦此邊とす)

所原

今朝山村に屬す、風土記に「神戸里郡家東南一十里」とあるは蓋此邊にあたる、又同書に「通飯石郡界堀坂山一十九里、通同郡與曾紀村廿九里一百七十四歩」とあるも、此山中にて、飯石の須佐鄕にいたる者ならん。

乙立

今乙立村と云ふ、朝山の西南二里、神門川の峽谷左岸に在り、風土記に、餘戸里大門立村とある者即此とす、亦鈔に「田俣山、郡家正南一十九里、有椬枌、長柄山同之」とあるを乙立山と曰へり、乙立の南は飯石郡の須佐波多二鄕の谷也。

伊秩鄕

和名抄、神門郡伊秩鄕。○今一窪田村及び乙立村、山口村是也、神門川の中游なる峽谷を占む、風土記の餘戸里に當る。

一窪田

又窪田村と云ふ、一は伊秩の鄕とす。巡拜記云、一久保田村の吉栗山を、風土記に「郡家西南廿八里、有椬枌也、所謂所造天下大神宮材造山也」と述ふ、此邊を餘戸里とす「餘戸里、郡家南西三十六里」(今今市の南西凡五里、小田驛の南東二里)

橋波

今山口村に并す、窪田の南にして、三瓶山の東北麓とす、風土記、不在神祇官、波須波社は此に在り、橋波は即波須波の訛とす。

古志鄕

和名抄、神門郡古志鄕。○今古志村、布智村是なり、朝山鄕の西とす。風土記云、古志鄕、即屬郡家、伊弉那彌命之時、以日淵河築造池之、爾時古志國人等到來、而爲堤、即宿居之處、故云古志、又云、出雲河、西七里廿五歩、至神門郡家、即有河渡、廿五歩、渡船一」。

古志村は、今市の南一里、小鼎市を患す、古墳墓あり神門臣の遺蹟にして、弘法寺あり刑部臣の所造と傳ふ、風土記云「新造院一所、在古志鄕中、郡家東南一里、建立嚴堂也、刑部臣之所造也」と、又本郡の建署に、主帳无位刑部臣、擬少領刑部臣の姓氏あり。

(日淵)

日淵河は神戸河の舊名なるべし、風土記に比布知社二所ありて、延喜式に比布智神社坐神名子神魂神社に作る、此社保知石谷に在りしを、後下古志の須久毛塚に移す、(巡拜記神祇志料)又風土記「來食池、周一里一百四十歩有菜」とあるは、古志國人の造れるものならん、今に遺れり、神祇志料に曰く、

按、日本書紀姓氏錄、角凝魂命の裔、天湯河桁命、垂仁天皇々子譽津別命の御言に、飛鵠を追て出雲國宇夜江に捕て奉りしを以て、鳥取部を定むとみえ、古事記、皇子出雲神宮を拜給ふ時、其到坐處毎に、品遅部を定むといひ、東大寺に藏る天平十一年出雲國税帳に、鳥取

部首烏足、烏取部首刀良、また神門郡日置郷凡治部君忍麻呂、凡治部君足麻呂なとあり、今比布知社を保知石明神といひ、日淵河を保知石川と云ふに據時は、比布知は品遅の轉音にして、古へ品遅部を置れし地、即烏取部に由縁あるを以て、其祖神を祭りしなるべし。今下古志、蘆渡を合せ布智村と云ふは、この比布知社に因みたる者とす。

(布知)

狭結郷　和名抄、神門郡狭結郷。○今知井宮村是なり、古志村の西に接す、風土記に此郷なし、其後に至り分立したる也。記云、狭結驛、郡家同所、古志國佐與布云人、來居之、故云云最邑、神龜三年、改字狭結也、其所以來居者、說如古志郷也、又云、狭結驛西一十九里、至多岐驛。

(知井宮)

智伊神社　風土記知乃に作るは誤れり、三代實錄、貞觀十年并に十三年の條に知伊とあるに因り正すへし、式内の官社也、後世誤りて知井宮と呼ひ、遂に知井宮村を立つ。

滑狭郷　和名抄、神門郷滑狭郷。○今神西村及ひ西濱村、江南村是也、狭結の西にして、江海の邊にあたる。風土記云、滑狭郷、郡家南西八里、須佐能袁命御子、和加須世理比賣命坐之、爾時所造天下大神命、娶而通坐時、彼社之前、有磐石、其上甚滑也、即詔、滑磐石哉詔、故云南佐、神龜三年、改字滑狭。(和名抄、本郷の外に南佐郷を擧けしは、重複なりと知るへし)

(南佐)

那賣佐神社　風土記に、那賣佐社二所を錄し、延喜式に其同社を和加須西利比賣神とす、今神西村大字東分の岩坪明神是也、社邊に大石あり、廣丈八尺長九丈餘、甚平滑也、其腹に穴あり之を指して岩坪と云ふ、(巡拜記)風土記波加佐社、延喜式佐伯に作るは轉倒なり、今神西村の伯佐山に在り。

神西　又神在に作る、蓋中世の莊名にして、神門の西庄と云へるより起れるならん、神門湖をも神西湖と云ふ、此地に接すれば也。

(神在)

神門湖　又神西湖と云ふ、今神西村の西南に在り、東西十町南北二十町、西に一滯を通して外海に注く、古へは此湖水北方に擴延し、斐伊神門の二水共に此に潴集し、薗松山の北に決口ありて、杵築浦に通せり、後世斐伊川東に轉し、神門川又北方に傾きしを以て、水量大に減少し、遂に二川と相隔離す、近世薗松山を堀開し、差海川を通し、湖水の排水路と爲す。

風土記云、神門水海、郡家正西四里五十步、周卅五里七十四步、裡則有鯔魚鎭仁須受枳鯽玄蠣也、即水海與大海之間、有山長廿二里、(按に此に郡家正西四里とあるに由りて之を推すに、神西村の沖分大島等は全く湖中に屬したるを知る、且周卅五里と云ふに由り、知井宮村の沖分并に園村高松村の低地も、湖中の分域なりしを知る)○懷橘談云、神在湖は今大社の南二里に在り、弘治年中、毛利氏の軍営國へ攻入りし時、湖上の神西城を破らる。地學雜志云、神西湖は一時堆沙の爲めに、海洋と離れしも、貞享三年、更に掘海に一滯を疏通しければ、湖畔に新田を得ること三百七十九町、今に至るも年々反別を増加すと云ふ。

(神在湖)

二部　今朝村常樂寺三部等と併せ、江南村と改む、神門湖の南に居れは也、二部の姉谷に阿禰社あり、風土記延喜式に見ゆ。此地名は昔庄田の二分三分と云ふに出つ。

薗松山　神門湖と杵築浦の海灣の間なる沙丘を云ふ、今西濱村薗村是なり。風土記云、神門水海、與大海之間有山、長廿二里二百卌四步、廣三里、此者意美豆努命之國引坐時之綱矣、今俗人號、云薗松山、地之形體、壤石井無也、白沙耳積上、即松林茂繁、四時風吹、沙飛流、掩埋松林、今半埋半遺、恐遂被埋已歟、起松山南端、美久我林盡、石見與出雲二國堺、中島埼之間、或平沙或陵礫。

差海　今板津、大池の二村と併せ、西濱村と改む、神在湖の西にして、海濱に居る、佐志武社(記式并載す)此に在り。

(大池)

美久我社　延喜式彌久賀に作り、薗松山の南端なる大池村に在り、此地より北杵築に至る古道二十二里を松山とす、又長濱と云ふ、又西南、石見國の方へ海岸高下參差たり、之を多岐郷とす。(杵築町より大池まて三里餘)

多伎郷　和名抄、神門郡多伎郷。○今久村、田岐村、田儀村是なり滑狭郷の西南にして、石見國堺に至る。風土記云、多伎郷、郡家南西廿里、所造天下大神之御子、阿陀加夜努志多伎吉比賣命坐之、故云多吉、神龜三年、改字多伎、また多岐驛とありて、延喜式に多伎に誤る。

久村　大池の南一里に在り、記式に見ゆる國村社存し、日碕明神と云ふ、久村の西一里を小田驛とす、風土記に小田社見ゆ、小田驛に接し多岐の大字あり、古の多岐驛にして、多伎神社、同社坐大穴持神社、及ひ加夜社等存す。

(小田)

田儀　(今田岐村)　今田儀村と云ふ、口田儀、奥田儀の二大字に分れ、其奥に多伎藝神社あり。(又多支枳に作る)

風土記に「通石見國安農郡堺多枳々山、卅三里、路常有劉、通同安農郡川相郷、卅六里、徑常劉不有、但當有政時權置耳」と述へ、又「平沙戍、神門郡家西南卅一里」とあるに徵すれば、口田儀の邊に劉と戍とを置かれしを知る、又中島埼と云ふを國堺とし、多岐驛の西一十四里と云ふを想ふに、國界稍北に遷り、田儀の地石見の波根郷に侵されしに似たり、且田儀川の上なる富山村(才坂、山中、神原の三大字あり)は舊石州の領域にあらずして、本州多伎郷に屬せるを疑ふ、前に引ける川合郷は富山村の西南に在れば也。

(平沙)

(富山)

大原郡

大原郡　斐伊川の中游、東岸の山谷にして、面積凡十二方里、人口三万、十二村に分ち、治所は大東に在り。

大原は和名抄於保波良と注し、名義は大原郷の下に批證あり、此郡は仁多飯石と共に上古の所謂肥河上にして、素戔嗚尊の須賀宮の舊地は、本郡の東北隅海潮郷に在り。

屋代郷　和名抄、大原郡屋代郷。○刊本に屋代郷を脱す、今高山寺本に據り之を補ふ、後世屋裏郷と混同せしにや、近時延野、猪尾、大竹等を併せ屋裏村と云ふは、蓋古の屋代郷とす。

風土記云、屋代郷、郡家正北一十里一百卅六歩、所造天下大神之垜立射處、故云矢代、神亀三年、改字屋代、即有正倉、屋代小川、源出郡家正東除田野、西流入斐伊大河、（按東正北とあるは東は衍にして正は北の誤なるへし）又矢代社あり、香折新宮などにあたる歟、又「高麻山、郡家正北一十里二百歩」とあるも此なるへし。

延野　今大竹、猪尾、新宮等と合せ屋裏村と改稱す、西は斐伊川及び赤川郷に至り、東は加茂村とす、布須神社は延野に存す、記式に載する官社也。○延野に接する大竹は、風土記出雲郡大原郡の堺なる多義村と云ふにあた

(大竹)　る、多義を大多義と呼び、大竹に訛れる歟。

新宮　今屋裏村の大字とす、加茂驛に近し、南山巡狩録所收古證文に見ゆ、

出雲國大原郡内香折新宮事、就十郎三郎行家申、田所由木六郎等之處、無音之由、難澁狀了、此上者、可被沙汰付當職於行家之狀、如件

建武五年後七月十五日　柳田左衛門尉

出雲國守護代とのへ

屋裏郷　和名抄、大原郡屋裏郷。○今屋裏村の東に接する、加茂村、幡屋村にあたる、後世屋代郷に混したるより、今の如く錯亂す。風土記云、屋裏郷、郡家東北一十里一百六十歩、古老傳云、所造天下大神、令殖矢給處、故云矢内、神亀三年、改字屋裏、又云、新造院一所、在屋裏郷、郡家正北一十一里一百廿歩、建立三層塔也、有僧一軀、前少領額田部押島之所造。

加茂　今加茂村と云ふ、赤川の邊にて、小驛市を成す、宍道驛の南二里、大東驛の西北二里。

幡屋　加茂の東北なる山間に在り、風土記に幡屋社、また「幡屋小川、源出郡家東北幡箭山、南流入海潮川」など見ゆ。

神原郷　和名抄、大原郡神原郷。○今神原村是なり、屋代の南にして、斐伊川の東岸とす、風土記に「郡家正北九里、古老傳云、所造天下大神之御財積置給處、則可謂神財郷、而今人猶誤、云神原郷耳」と見え、神原社も見ゆれど、懷橘談に此社今は神寶一物もなく、唯浮浪氏の納めたりし染紙立直身のみぞ残れりと說けり。

八口神社　今神原村矢口明神是也、草枕山に在り、（巡拜記神祇志料）風土記意宇郡母理郷の條に、大穴持神越の八口を平け賜へる由見ゆ、八口は太古我國の地名もしくは人名と想はる、再考すへし。

御代　今神原村の大字なり、三代に作る、記式の官社に御代の名あり。

宇治　宇能遲の訛なり、今神原村の大字にして、官社宇能遲比古、幷に須我禰の二座あり、海潮郷を參考すべし。

舟岡山　今神原村大字南加茂に在り、北社を賀茂明神と云ふは、即風土記の船林社なりと、（巡拜記）風土記云、船岡山、郡家東北三里一百歩、阿波枳閇委奈佐比古命、曳來居船、則化山是也、故云船岡。

赤川　又海潮川（牛尾川に同し）とも云ふ、海潮川阿用川の二水、大東村に於て相合ひ、西流、春殖郷加茂の諸村を經て、斐伊川に入る、長五里。

春殖　今大東下分に山田、養賀等併せて春殖村と稱す、加茂幡屋の東南にして、大東村の西北とす、風土記に春殖社を載す。

(山田)　或は此春殖の東に須我山あるに因り、素盞嗚尊の神話を引き山田を謂ゆる「高志ノ八俣遠呂智」に引きあつれど、附會の嫌あり、高志と云ふも、簸川郡に古志郷あり。

大原郷　和名抄、大原郡大原郷。○今大東村、春殖村なり、赤川の上流にして、佐世の東とす、風土記に此郷なし、後佐世郷より分ちしにや、風土記にたゝいふ「所以號大原郡者、郡家正西一十里一百一十六歩、田一十町許、平原、故號曰大原、往古之時、此處有郡家、今猶追舊、號大原」。

大東　今大東村と云ふ、山中の大邑にして、今郡治を置かる、松江を去る五里、大東とは大原郷の東莊の謂にて、中世の庄名なり。

去七月一日、於大東莊尾合戰之時、親類被官數多討太刀、被疵由、尼子刑部少輔注進、（中略）文明元八月

牛尾三河守殿　（集古文書）

(清田)　風土記世裡陀社（延喜式西利太に作る）は今大東村大字清田に在り、同加多社は大東の加多明神是なり。

海潮郷　和名抄潮海に作るは誤れり。○今海潮村是なり、風土記云、郡家正東一十六里三十三歩、古老傳云、宇能治比古命、恨御祖須我禰命、而北方出雲海潮押上、漂御祖之神、此海潮

(得鹽)　至、故云得鹽、神亀三年、改字海潮、又云、海潮川、源

出雲字與大原二郡堺笑（ノムラ）村山、北流、自海潮郷、西流、有年魚麻須。(此に笑村山と云ふは、田原山に同しき歟)

牛尾（ウシヲ）

中世牛尾莊の名あり、海潮を訛れる也、今大字中湯石に牛尾鑛泉存し、此に海潮神社鎭坐す、即得鹽の官社也、大森明神と云ふ、此湯は鹽類泉八十二度の熱を有ち、浴槽客舍の設備を成す。(神代紀には之を清之湯山（スガノユヤマ）と云ふ)

(清之湯山)

風土記云、海潮郷、東北須我小川（スカノチガハ）之湯淵村、川中温泉、不用號、同川上、毛間（ケマ）村、川中温泉出、不用號。

牛尾豐前守尼子に叛くこと陰徳太平記に見ゆ、又安西軍策に牛尾信濃守同彈正の名、并に牛尾家沒落の事等見ゆ。○安西軍策云、元龜元年四月十五日、毛利勢は牛尾彈正忠か楯籠三笠山城を攻落んとて、切岸に付待居ける處に、彈正か舍弟降西堂、降人に可出候、御許容あらば彈正に云聞せ、城を可明渡と申に依て、三好郎望に任られける、其夜々半不慮に城中の廚屋より火出て、諸手より我先にと攻上、牛尾は深手負、火の中へ飛入、其外城中の妻子迄も不殘燒失けり。

牛尾氏は姓を神と云ひ、又中澤を家號とす、中世當國の士豪たり、其文書の傳ふる者に徵するに、嘉元四年下知狀に「神爲眞領者、信濃國伊那郡中澤郷內、八箇村、出雲國牛尾庄也、而於牛尾庄者、讓眞直、中澤內四箇村者、讓于眞光、所殘四箇村所讓後家女子也」とありて、信州より來移したり、南北亂には宮方に屬し、賊徒四集の間に孤立したるは志尙大に見るべく、正平六年四月廿八日、左中辨の奉書にて、中澤二郎同三郎へあてたる文書、又同六月七日の盡忠賞狀もありて、常陸親王令旨云々と記するものもあり、又口宣に

正平十年十二月廿一日宣旨

左衛門尉神時實　宣任參河權守

藏人左中辨兼左衛門權佐平□□奉

とも見ゆ、後尼子に歸附し、安西軍策によれば一旦毛利氏に攻滅せられし如し、而も牛尾某の天正八年の文書を見れば、天正中まで存續したる歟、始末尙考ふべし。

須我山（スガヤマ）

今海潮村の大字諏訪（スハ）に屬し、八束郡忌部（イムベ）村に跨れる堺嶺とす、風土記に「大原郡須我山、郡家東北一十九里一百八十步、有檜枌、須我小川、源出須我山、西流」とある西流は、南流の誤なるへし、此川、海潮川に合ひ、初めて西流す、又「意宇郡野代川、源出須我山北流」とあるにて、其地形明白とす、又「大原郡北、意宇郡界木垣（キガキ）坂」と云ふも此邊なるへし。

(清)

須我は神代史に清（スガ）また須賀（スカ）に作る、素戔嗚尊の遺蹤を傳ふ、此地は熊野村の西一嶺を隔つと雖、相去る一里に過きず、山間と雖甚た僻遠ならず、松江より大東に通ふ直徑にあたる、御室（ミムロ）山あり。

(御室山)

風土記云、御室山、郡家東北一十九里一百八十步、神須佐乃乎命、御室令造給所宿、故云御室。之を記紀に參照せば、記云「速須佐之男命、宮造之地求、出雲國須賀到、坐須賀地而、詔之、吾來此地、吾御心須賀須賀斯、而其地作宮坐、故其地者於今云須賀也、茲大神初作須賀宮（スガノミヤ）之時、自其地雲立騰、爾作御歌、

(須賀宮址)

其歌曰、

夜句毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、

於是喚其足名椎神、任宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神、故其櫛名田比賣、以久美度邇（クミドニ）起、而所生神、名謂八島士奴美神」。紀云、素戔嗚尊、覓將婚之處、遂到出雲之淸地焉、乃言曰、吾心淸々之、此今呼此地、曰淸、於彼處建宮、已而素戔嗚尊、就於根國矣、一書曰、素戔嗚尊自天而降、到於出雲國簸之川上、則見稻田宮主簀狹（スサ）之八箇耳女子、乃於奇御戸（クミド）爲起、而生兒號淸（スカ）之湯山主、三名狹漏彥、八島篠、一云淸之繫名坂輕彥八島手命。○按に、須賀宮址は御室山に求むへきこと明白とす、書紀通證に、杵築大社なる素鵞宮を以て、其舊地とし「須賀里者、即素鵞社地、而日隅宮經營之後、被杵築名、大原郡海潮郷、有須賀社、延喜式不錄、非詠八雲之地」と論せるは誤れり。

諏訪（スハ）

今海潮村に屬す、即古の淸の地なり。濁拜記云、諏訪村の須我大明神は、風土記に云ふ須我社にして、八雲立つの御歌をよみ玉ふも、此所なり、我が心すがすがしと宣ひてより、宮も所もすがと神代より唱へ來りたるを、中古天文年中、牛尾の領主神中澤豐前守家壽、同大藏左衛門春信父子、信州の產なるに依て、諏訪明神を勸請し、當社合殿に是を祭り、牛尾郷十二箇村の總社と定め、村名も諏訪と改めぬる由、又當山に寶名垣とて、神の寶を納め置きし其塚あり。

(須我社)

○集古文書所收の正和二年鎌倉南探題裁許狀云、(淀庄、後宇多院御領目錄に載せらる)

(淀)

出雲國淀（ヨド）本庄、號牛尾庄、雜掌與中澤式部尉眞性、相論當庄地頭職有無事、承久御下文下賜云々。

阿用（アヨ）郷

和名抄、大原郡阿用郷。○今阿用村是なり、大原郷の南とす、阿用川は、海潮川の一源とす。○風土記云、郡家東南一十三里、古老傳云、昔或人、此處山田佃而守之、爾時目一鬼來、而食佃人之男、爾時男之父母、竹原中隱而居、爾時竹葉動之、爾時所食男云動々、故云阿欲、神龜三年、改字阿用。

佐世（サセ）郷

和名抄、大原郡佐世郷。○今佐世村是なり、大原阿用二郷の西とす、風土記に「郡家正東九里、古老傳云、須佐能袁命、佐世乃木葉、頭刺而踊躍爲時、所刺佐世木葉墮地、故云佐世、又云、佐世小川、源出阿用山、北流入海潮川」と見ゆ。

斐伊（ヒイ）郷

和名抄、大原郡斐伊郷。○今木次町是なり、佐世の西、神原の南にして、斐伊川の東岸とす。風土記云、斐伊郷、屬郡家、樋速日子命坐此處、故云樋、神龜三年、改字斐伊、又斐伊川、郡家正西五十七

步、又云、新造院一所、在斐伊郷中、郡家正南一里、建立嚴堂也、有僧五軀、大領□部君虫麻呂之所造也、一所在郡家東北一里、建立嚴堂、有尼二軀、斐伊郷人、樋伊支知麻呂之所造也。

(里方)

樋神社は延喜式に斐伊に作り、二所の一を斐伊波夜比古に作る、風土記の所載に合ふ、今木次村大字里方に在り、角杉宮、宮崎宮と稱す。○風土記云、萱原野、郡家正東、即屬郡家、城名樋山、郡家正北一百步、所造天下大神、大穴持命、爲伐八十神、造城、故云城名樋山。

木次　今木次町と云ふ、人口二千九百、大東村の東二里半、加茂の南二里、此三村郡中に鼎立して共に小驛市を成す。冬野川は仁多能義の郡界に發し、西北流木次に至り斐伊川に入る、長四里。

來次郷　和名抄、大原郡來次郷。○今日登村是なり、斐伊郷の東南なる山谷に在り。風土記云、郡家正南八里、所造天下大神、詔八十神者、不置靑垣山裏、詔而追撥時、此處迨次坐、故云來次。○此郷は後世斐伊郷に混じたり、然れども來次社(風土記に支須支に作る)は今も日登村大字宇谷に在りと、神祇志料に見ゆ。○日登より南、仁多郡布勢村に通ふ山路あり、是は風土記に仁多郡堺辛谷村と云ふにあたるごとし。

(日登)

仁　多　郡

仁多郡　大原郡の南、斐伊川の源頭とす、古史に肥河上と云ふもの此とす、今面積二十四方里、人口二万三千、十村に分ち、治所を三成に置く。(仁多を正保圖に仁田に作る)

仁多は和名抄爾以多と注す、風土記に「所以號仁多者、所造天下大神大穴持命詔、此國者非大非小、川上者木穗刺加布、川下者阿志波布流度之、是者爾多志枳小國在詔、故云爾多、鈔注云ニタシキとは、濕ひありて、ニタニタスルと云ふ心なり、楯縫郡の沼田郷の名義に同じ)諸郷所出、鐵堅尤堪造雜具。○今按に仁多は新稻田の急呼にして、ニナダを後世仁多とは改定したるならん、然らざれば新田の訛のみ、和名抄に爾以多とあるは疑ふべし、以字恐らくは衍也、否らざれば比の誤歟。

布勢郷　和名抄、仁多郡布勢郷。○今布勢村是なり、大原郡來次郷の南にして、漆仁郷の東北とす。風土記云、郡家正西一十里、古老傳云、大神命之宿坐處、故云布世、神龜三年、改字布勢。

佐白　今布勢村の大字なり、書紀通證に「出雲社記曰、雲州仁田郡佐白村、有八頭坂、所八岐蛇與也、八頭坂三里西去、而大原郡簸川邊、有杉八本、祭蛇頭、又仁多郡尾原村、祭蛇尾、乃石壺大明神是也」云々と、石壺社は風土記にも見ゆ、皆此間の傳說なるべし。

三成　今三成村と云ふ、山中の小驛市にして、郡治を置かる、横田川の河岸に居り、木次驛の東南四里、松江を去る十里。(横田川此にて龜嵩川馬木川を容れ、斐伊川の名を得)

三處郷　和名抄、仁多郡三處郷。○今三成村、龜嵩村是なり、布勢郷の東南に接す、三成に三所の大字存す。風土記云、三處郷、即屬郡家、大穴持命詔、此地田好、故吾御地田詔、故云三處、又云、菅火野山、郡家正西四里、峯有神社。

龜嵩　三成の東北なる山村にして、能義郡比田村と山嶺を以て相堺す、此村は又湯野とも稱し、風土記に「湯野小川、源出玉峯西流、入斐伊河上」とある是也。

(湯野)

巡拜記云、湯野の玉上明神は、風土記玉作社なり、其山を玉峰又玉嶺と云ふ、嶺に飛泉あり、記曰、玉峯山、郡家東南一十里、古老傳云、山嶺有玉上神社、故云玉峯。

(玉峯)

横田郷　和名抄、仁多郡横田郷。今横田村、鳥上村、八川村及び馬木村是なり、三處郷の東南にして、斐伊河の源頭とす、山中地積最廣く、伯耆備後の國境に接す。風土記云、郡家東南廿一里、古老傳云、郷中有田四段許、形聊長、遂依田而故云横田。○[illegible]云、出雲歌妓の早歌に「比太の横田」とうたふは、此山中なり、横田明神并に八幡宮あり、(男山別當文書に元曆二年横田庄と見ゆれば、當時八幡宮領とす)横田川に烏帽子岩と云ふ怪石あり、又岩屋寺と云ふは、岩屋山金剛寺と號して、役小角開基の所と傳へり。○[illegible]記に、出雲國横田兵衛維行と云ふ人見え、明德記には「山名滿幸分國の内、出雲の横田庄は、仙洞御領にて手さすものも有ざりしを、押領しける」由錄したり。

(岩屋寺)

船通山　古名鳥上山(又鍋燈山)と稱す、斐伊河の源にして、伯耆日野郡に跨る、其西麓の竹崎、大呂の二村、今合併して鳥上と改む、三成より横田村まで二里、横田より鳥上山まで三里。

(竹崎)

風土記に「鳥上山、郡家東南卅五里、伯耆與出雲之堺、有鹽味葛」と錄し、神代紀に「素戔嗚尊、帥其子五十猛神、降到於新羅國、居曾尸茂梨之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂以埴土作舟、乘之東渡、到出雲國簸川上所在、鳥上之峰、時彼處有吞人大蛇」と載せ、山中に大呂の名の遺るは古傳に契合す、古事記には「故所避追、而降出雲國之肥河上在鳥髪地、此時箸從其河流下」云々と錄す。巡拜記云、鳥上山俗に船通山といふ、半腹に瀧あり、高五丈許、山の下に鬼神社ありて、須佐之男命を祭る、此邊に舟の化石したる者を傳ふる物在り。

(鳥上之峰)(大呂)(鳥髪)

風土記の鈔注に、横田に稻田の字ありて、稻田姫の名は此地に起れるやに說くものあり、古事記に櫛名田比賣と

云ひ、須賀宮をは稻田宮と號けたるを見れば、稻田姫の名稱明晰とす、（書紀には奇稻田に作る）然れとも、通源天淵記に斬蛇の所を天淵と云ひ、稻田姫は八頭坂（布勢郷）の下に住したりやに說き、横田と隔離して數里の西に在り、不審。

伊我多氣神社　風土記式内社なり、今鳥上村大字竹崎の角村明神是也、（巡拜記神祇志料）素盞嗚尊の五十猛命を率て來りませる故跡をつたふる者とす。

横田川　（斐伊河上）斐伊川の源なり、鳥上山に發し、西北流す、風土記に「横田川、源出郡家東南卅五里、鳥上山、北流、所謂斐伊大河上、有年魚」と録す、蓋斐伊河上は即鳥髮の地にして、鳥上山より西の方漆仁郷までを總へし名也、風土記に「斐伊河上、通飯石郡漆仁川邊、廿八里」とあるもの之を謂す。

八川　（室原山）今八川村と云ふ、横田の南なる山谷にして、下横田とも云ふ、三國山あり、伯備雲三州の交堺とす、風土記の室原山是也、曰「室原山、郡家東南卅六里、備後與出雲二國之堺、室原川、源出室原山、北流、此則所謂斐伊大河上」（鳥上室原の二溪相合せて横田川と爲る）

馬木　八川の西、三成の南なる山谷を占め、亦一村を成す、溪の長凡四里、風土記に「遊記山、郡家正南卅七里、阿伊川、源出遊記山、北流入斐伊川」とあるは此とす、又「通備後國恵宗郡界遊記山、卅七里、常有劖」とも見ゆれば、遊記山は馬木の吾妻山にあたり、備後の油木に通する徑を云へる也、又「戀山、郡家正南廿三里、古老傳云、和爾戀阿伊村坐神玉日女命而上到、爾時玉日女命、以石塞川、不得會所戀、故云」

三津　風土記に見ゆる郷名也、和名抄に至り、三津郷を分ち、三澤、阿位、漆仁の三と爲す、本郡の西南部也。

風土記、三津郷、郡家西南廿五里、大神大穴持命御子、阿遲須枳高日子命、御須髮八握于生、（古事記傳云、髮の字は鬚なとの誤なるへく、于の字は至の誤か、また上に至の字の脱たるなるへし）晝夜哭坐之、辭不通、爾時御祖命、御子乘船、而率巡八十島、宇良加志給鞆、猶不止哭之、大神夢願給、告御子之哭由、夢爾願坐、則夜夢見坐之御子之辭通、則寤問給、爾時御津申、爾時何處然云問給、即御祖前立去出坐、而石川度坂上至留、申是處也、爾時其津水活出、御身沐浴坐、國造神吉事奏、參向朝廷時、其水活出、而用初也、依此今産婦彼村稻不食、若有食者、所生子不云也、故云三津、神龜三年、改字三澤、

三澤郷　和名抄、仁多郡三澤郷。（今三澤村是なり、三成の西に接し、横田川阿位川の屈曲合流する所にあたる。風土記に三澤社を載せ式内とす、又「神龜三年、改三津、爲三澤」とあるによれば、舊唱ミツサハなるを、後世ミサハとのみ呼ぶ也。

三澤　（鎌倉）今三澤村と云ふ、三成の西北一里、小市巷を成す、三澤神社あり、阿遲須枳高日子命を祭ると云ふ、三澤温泉は漆仁郷の地にして、相去る二里。三澤村大字鴨倉は、中世三澤氏の據れる鎌倉山の城跡とす。懷橘談云、三澤鎌倉山に諏訪明神の社あり、城の鎮守たり、（巡拜記に三澤氏は木曾義仲の子、清水冠者の裔と曰へり）天文年中、尼子右衞門尉晴久、出雲石見伯耆及備後美作五ケ國の軍士を指麾して、毛利元就を退治せんが爲め、藝州吉田郡山へ發向の時、此三澤の城主三澤三郎左衞門尉爲幸、先登に進み首十三級を得たり、然りといへとも尼子勢利を失ひける時、爲幸十餘騎を從へ元就を窺ひよりけるを、元就の勇士井上七郎是を見知て、押隔て相戰ひ、終に爲幸討れてけり、晴久卒して後其子義久が代に成て、弘治三年、毛利元就當國發向の時、此城を攻玉ふ、城主三澤爲清爲虎兄弟兼より毛利家に志を通しければ、防戰にも不及、人質を出し軍門へ降りぬ。安西軍策云、元龜元年二月、毛利輝元隆景は津賀に着陣あり、元春父子三人は先陣として、赤穴まて寄られ、尼子勢は六千七百餘騎、比部へ打出てたり、藝州勢三澤の鎌倉山に陣を挨、二月十二日に比田に着し、翌十三日比部へ出つ。

阿位郷　（阿井）和名抄、仁多郡阿位郷。（今阿井村是なり、三澤の南にして、馬木の西に隣る、山谷方二三里を占め、其溪間は湯村に於て斐伊川に入る。風土記に「阿位川、源出郡家西南五十里御坂山、入斐伊河上、御坂山、此山有神御門、故云御坂、備後與出雲之堺」また「通備後惠宗郡堺比布山五十三里、常無劖、但當有政時權置耳」と見えたり、此山徑は阿井村より高野山村の新市驛へ通ふものにあたるごとし、纂注に比布山は古事記に見ゆる比波山ならんと論ず。古刀に「雲州仁田郡住忠貞文明幾年」又「雲州安部住忠貞文祿二年」又「三澤内安倍守貞永正二年」など銘するものあり、是阿位郷の名匠にや、阿位を安倍に訛れるに似たり。

漆仁郷　和名抄、仁多郡漆仁郷。（今湯村是なり、温泉村とも云ひ、三澤の西二里、斐伊川の右岸とす、左岸は飯石郡田井郷の地とす。風土記に漆仁社を載せ、又「漆仁川邊、有藥湯、浴之則身體穆平、再濯則万病消除、男女老少、晝夜不息、駱驛往來、無不得驗、故俗人云藥湯、即有正倉」とあるに參考して此湯泉には既に正倉の在るありて、正倉と呼びしを知る、正倉とは本郡郷の公稻正税を納置する倉院を指す。

（藥湯）（湯村）湯村の湯は三澤温泉と稱す、閑絶瀟爽、熱百零八度、浴場客舍の設あり、其湯村神は、所謂漆仁社にして、又潭石に梵字を刻し、永正十八年の款識を見る。

天淵　湯村の斐伊川の邊に在り、通源天淵記の所載は、

實に此處を號けたる也、道拝記云、昔此所名[illegible]
二神、其少女か天淵の大蛇に呑まれければ、[illegible]れて布勢の澗峰(フセダケ)に居り給ふ、須佐之男命之を尋ね、彼大蛇を天淵に殺したまへり云々
樋河天淵記云、仁多郡三澤郷、樋河上、天淵者、上古海潮來往之所也、今谷涸水兵々然、[illegible]沮洳之淵矣、去今[illegible]十前里也、去温泉古者十餘町之下[illegible]有[illegible]、竊按歷數、自三十四萬四千六百五十年昔、(自天[illegible]皇大[illegible]即位甲寅、至今大永三年癸未也)天地二神之[illegible]、有八岐蛇而居此中島、其頭八色雲氣常起自此淵、而中斗牛間也、當時素盞烏尊、[illegible]到相宇豊土、々々[illegible]居[illegible]者少也、於越郷大原郡[illegible]武庄、到八[illegible]長者原、但有老翁老嫗、中坐少女而泣、其女拜矣、素盞烏尊問曰、何爲矣、及借何人、翁曰我名手摩乳、妻名足摩乳、少女名稻田姫、而我是此地主也、已得長者之稱、及河西山腰、泉涌出焉、以樋河之河東、又此去河上三四里有餘、有深淵、名天淵、即大蛇之窟宅也、其中大蛇食噉人、國人嘆歎、故歲々以一人死彼犧牲、雖然如此人民害甚、我有八兒、歷七年而其七已爲蛇被呑、此少女今一也、無由遁故矣、云々、按に素尊の大蛇を誅して寶劍を獲たまふ一節は、神典中の大闕なり、其大意

素盞嗚尊、自天而降、到於出雲國簸川上時、(中略)有一老公、對曰、吾是國神、號脚摩乳手摩乳、有八箇少女、毎年爲八岐大蛇所呑、(中略)反持所帶十握劍、寸斬其蛇、至尾劍刃少缺、故割裂其尾、視之、中有一劍、此所謂草薙劍也、本名天叢雲劍、大蛇所居之上、常有雲氣、故以名歟、(書紀)

須佐之男命、鳥髮の地に降り、其河上まで上りまして(マチ)かば、(中略)其老夫は國神大山津見神の子なりと答(マチ)し、女か名は櫛名田比賣と謂す、(中略)其高志(コシ)の八俣遠呂智を切散りたまひしかは、肥河血になりて流れき、(古事記)

とありて、當時の山中の事を傳ふ、天淵記の説はもとより後世の作に出て、古傳に合はねど、事のついでに并ひ掲く。

飯石郡

飯石(イヒシ)郡　本州の西南隅にして、神門斐伊兩川の上游にして、其地三區に分る、一は三刀屋川(斐伊川の一支源)の谷、一は須佐川の谷、(神門川の一支)一は赤穴川の谷即神門川の源とす、今面積凡四十方里、十七村に分ち、人口三万三千。

飯石は和名抄於伊之と訓む、今はイヒシと唱へ、風土記伊鼻志の説あるに參據せは、於伊之の一注は蓋誤れるのみ、風土記云、所以號飯石者、飯石郷中、伊毘志都幣命坐、故云飯石。○神祇志云、俗説に、多久和村に飯をうつたかく盛りたる樣の岩石あり、故に郡の名となしたりと曰へり。

田井(タヰ)郷　和名抄、飯石郡田井郷。○今田井村是なるへし、郡の東偏にして、仁多郡の漆仁郷と相接し、斐伊川の邊なす、此郷名は風土記に見えず、熊谷郷の南を割きて、田井郷を置せる歟。

深野(フカノ)　今川手(カハテ)曾木等を併合せ、田井村と云ふ、其深谷は南北に延長し、北流斐伊川に入る、深野社は風土記に見ゆ。

(川手)　川邊社は、風土記に載する官社也、今田井村の川手に在りとも、川手の北木谷(ユカハ)に在りとも云ふ、風土記に飯石郡家、通仁多郡堺温泉川邊、廿二里」とあるは川手の斐伊川を謂ふ、兩岸に三澤の温泉あれは、温泉川とも稱す。

熊谷(クマタニ)郷　和名抄、飯石郡熊谷郷。○今上熊谷は飯石村に屬し、下熊谷は三刀屋村に屬す、田井の北、斐伊川の西岸の地とす、風土記云、郡家東北廿六里、古老傳云、久志伊奈太美等與麻奴良比賣命、任身及將產時、求處生之、爾時到來此處、詔甚久麻久麻志枳谷在、故云熊谷、又有熊谷軍團。

氏族志云、當武之時、有出雲熊谷軍團百長大私部首足國(東大寺正倉院文書)、輔[illegible]時、有[illegible]南淵人及子[illegible]成、以納物西大寺、[illegible]、寶成[illegible]孫家盛、爲武藏權守、淺[illegible]武[illegible]、寶[illegible]。

三屋(ミトヤ)郷　和名抄、飯石郡三屋郷。○今三刀屋村一宮村(イチノミヤ)是なり、熊谷郷の西北にして、斐伊川に近接す、風土記云、郡家東北廿四里、所造天下大神之御門、即在此處、故云三刀矢、神龜三年、改字三屋。

三刀屋(ミトヤ)　今三刀屋、一宮の二村を爲る、大原郡木次驛の西一里半。○常山記談云、三刀屋監物孝和は、其先祖承久の亂に軍功ありて、本郷を賜はり、其子孫佐佐木の麾下に屬しける、氏族志云、信濃諏訪氏、諏訪部扶永、承久之亂、[illegible]、以功食出雲三刀屋郷、子孫仍居焉、稱三刀屋氏。(三刀屋文書)

毛利元就記云、元就分國を推し、弘治三年七月下旬に、雲州へ發向あり、其子か據る富田月山の要害へ押寄、島根と云所に本陣をすゑ、隆元隆景元春も同く陣取り、[illegible]宗は搦手の大將にて、三刀屋に陣取也、島根三刀屋の間六里也、此外の大名手寄々に取卷めて、七箇年の在陣也、元就思召けるは、今度は大軍也、縱へ軍には得勝利とも、若一門の内一人も討死せは可惜のとなりとて、急には不取詰玉、一年に二度三度合戰ありしのみ。

(一宮)　延喜式三屋神社は、風土記に御門屋(ミトヤ)社と云ふ、三刀屋村の北給下に在りて、一宮大明神と云ふ、神社[illegible]云、當國に

(井笠) て一國三部巡りと云ふことありて、國分寺八幡宮と三刀屋の一宮を拜禮す。(今給下、伊賀、古城等を合せ一宮村と云ふ、伊賀は風土記井草に作る)

三刀屋川 二源あり、一は吉田村民谷の山中に發し、北に掛合村を過ぎ、鍋山村に至り、東北に折れ、飯石川に合ひ、斐伊川に入る、長凡八里、風土記に「三屋川、源出郡家正東一十五里多加山、北流」とあるは眞源にして、正東一十とあるは、正南廿の誤なるへし。

飯石郷 和名抄、飯石郡飯石郷、今飯石村、中野村是なり、三屋郷の南とす。風土記云、郡家正東一十二里、伊毘志都幣命、天降坐處、故云伊鼻志、神龜三年、改字飯石」と、また「飯石小川、源出郡家正東一十二里佐久禮山、北流入三屋川、有鐵」と、この佐久禮山は中野村と吉田村の間の横嶺にあたる。

(伊鼻志)

多久和 今は谷と云ひ上阿谷を合せて、飯石村と云ふ、風土記に託和社、[illegible]社ありと[illegible]す、[illegible]。雲州軍話云、吉川小早川は兵を返し、[illegible]を打行き、聽て多久和の城へ推寄て、四方八角より操動す、山中鹿介幸盛之をきゝ、[illegible]の城に引退き、[illegible]にける。

中野 多久和の南に在り、中野の大字神代に神代社あり、六重に飯石社あり。(風土記巡拜記)

草原郷 和名抄、飯石郡草原郷、(今詳ならず、鍋山村などにあたる歟、風土記に見えず)

鍋山 今乙加宮、[illegible]河内、里坊、根波の四村を合せ、鍋山と改む、鍋山は風土記「奈倍山、郡家東北[illegible]二百歩」と見え、乙加宮の側なる圓蓋狀の山也、乙加宮は風土記に伊我山とあるにあたる歟とも云へり。根波は別所とも云ひ、鍋山の西に在り、安西軍策に羽根の溝[illegible]社と錄せるは、根羽別所の誤りにやともおもはる、尚考ふべし。

(乙加宮)

多禰郷 和名抄、飯石郡多禰郷、(今多禰村、及び掛合村、松笠村、吉田村是なり、三刀屋川の源にして、方[illegible]山谷を占む、[illegible]村は直に乙加宮の南に接す)風土記云、多禰郷、屬郡家、所造天下大神大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處、故云種、神龜三年、改字多禰

掛合 今掛合村と云ふ、三刀屋の西南三里半、松江市を去る十二里、山中の[illegible]なれど、[illegible]なる。[illegible]巡拜記云、掛合村を掛合宮内とも云ふ、日倉[illegible]は風土記に見えたり、今は日倉八幡宮と云ふ、[illegible]より掛合宮内村と云ふ所は、當社古へは此所より三里南の日倉山にありしを、中古[illegible]主[illegible]其山に社を移しまして、當社を此處へ[illegible]して[illegible]となし、此神を[illegible]に[illegible]へて宮内[illegible]、依て當[illegible]を掛合宮内と[illegible]なり、又掛合村の[illegible]中に[illegible]大明神あり、風土記[illegible]なり、[illegible]子[illegible]此[illegible]と云ふ、[illegible]なるべし。(雲陽軍實記)に[illegible]は[illegible]村にて、[illegible]、吉田へ[illegible]す山[illegible]一族なり。

(日倉)

(酒屋)

松笠 掛合[illegible]山村[illegible]、此村と[illegible]間に[illegible]山あり、山中の[illegible]、[illegible]三[illegible]、六[illegible]岩屋[illegible]如く[illegible]こと、古木千尺にも及へり、其下に[illegible]あり、實に[illegible]。(巡拜記)

吉田 掛合の南にして、[illegible]なる山中の村里とす、里は掛合より以南、一は[illegible]に、一は[illegible]の高[illegible]山に通ず、共に[illegible]、風土記に「通備後國[illegible]郡[illegible]坂、卅九里二百歩、[illegible]」と云ふも此とす。

須佐郷 和名抄、飯石郡須佐郷、(今東須佐村、西須佐村是なり、[illegible]の西、一[illegible]を[illegible]て波多[illegible]と共に一山谷を占む、其溪流は神門川に歸す)○風土記、郡家正西一十九里、神須佐能袁命詔、此國者雖小國、國處在、故我御名者、非着木石詔、而即己命之御魂鎭置給之處、然即大須佐田小須佐田定給、故云須佐○古事談、長元二年七月八日、出雲國降雪事、彼國解狀云、雪降狀、但深二寸許、右得當飯石郡司今日解狀偁、以去八日未時、當郡須佐郷枚田村、雪降[illegible]田三町餘、并野山草木損亡、[illegible]千他所、無損失者、言上如件[illegible]

又風土記に「須佐川、源出郡家正南六十八里琴引山、北流經來島波多須佐等三郷、入神門郡大門立、此所謂神門河上也」とあるは、赤名川と須佐川を混亂したる叙述にして、從ふべからず(大門立は即今の乙立なり)風土記に「[illegible]門郡[illegible]村、同郡堀坂山、有松杉」などゝ見ゆるは、須佐村の北境に在るべし、又大字反邊に延喜式多倍神社存す。

(反邊)

須佐神社 須佐村大字宮内に在り、此地は古志郷の南方三里餘に當る、大宮大明神あり、其神主を[illegible]と稱し、[illegible]國造家に比せり、此社は風土記延喜式に載せ、須佐之男命の御名を遺したへる所なること、郷名の條に見るごとし。

波多郷 和名抄、飯石郡波多郷、(今波多村是なり、須佐の南とす、風土記に「郡家西南一十九里、波多都美命、天降坐處在、故云波多」と云ひ、又「波多小川、源出郡家西南廿四里志許斐山、北流入須佐川、有鐵」と見ゆ。

志志 今[illegible]子に作る、波多村の西、神門川の谷にして、穴見は今波多村の大字とす、風土記穴見社を錄す。

[illegible]須波の南に接し、三[illegible]山の東麓とす。一[illegible]は風土記「志許斐山、郡家正西五十一里、[illegible]國之堺」とあり、又志志乃村社を載す、又「波多[illegible]、[illegible]、志志乃[illegible]、以上三[illegible]、[illegible]當有、[illegible]時、

(志志乃)

備後耳、通備後國也」とあれど、備後にはあらで、石見なるべし、志都美は志々村の大字に遺れり。

來島郡

キシマ　和名抄、〔illegible〕今來島村、志々村、頓原村、赤穴村等也、〔illegible〕門川の源にして、本州の西南隅に當り、〔illegible〕石見邑智郡と備後三好郡の間に介在す、〔illegible〕郡家正南卅六里、〔illegible〕

野萱（ノカヤ）　又三日市とも云ふ、來島村の大字にして、頓原赤穴二驛の中間に當る、風土記に野見、木見、石次の三野は並に郡家西南四十里に在りと云ふは、此邊に當る、又「〔illegible〕川、〔illegible〕郡家西南四十里〔illegible〕山」とも見ゆ。

頓原（トンバラ）　今頓原村と云ふ、〔illegible〕村の東北に接す、掛合驛の南四里とす、〔illegible〕あり、冷泉なれど甘軟にして、〔illegible〕性に富むを以て、〔illegible〕に湧出す。

琴引山（コトヒキ）　頓原の南、來島の東なる山〔illegible〕なり、山の東は備後三次〔illegible〕界とす、俗に彌山（ミセン）と云ふ。

風土記云、琴引山、郡家正南卅五里、高三百丈、周一十一里、古老傳曰、此山峰有窟裏、所造天下大神之御琴、長七尺廣三尺厚一尺五寸、又有石神、高二丈周四尺、故云琴引山。

赤穴（アカナ）　今赤穴村と云ふ、來島の南とす、頓原より此に至り三里半、赤穴より國界を踰え、備後横谷驛に至り一里半、横谷より三次町へ五里とす、又西石州邑智郡都賀村へ四里とす。

風土記「石穴山、郡家正南五十六里、高五十丈」石穴は赤穴の誤ならん、又「通備後國之三次郡、三坂山、八十一里、常有剗」の穴は六の誤とす。○大内義隆記云、義隆天文十一年三月には、石見の國赤穴が城を落去させ、雲州入をし玉ひぬ、尼子が城の前陣にうねちか山を取付て、出合の合戦ありけるが、同十二年五月七日陣を引しける○大内氏實録云、天文十年の冬、尼子經久卒す、十一年、大内氏〔illegible〕に入寇す、六月、其先鋒をして〔illegible〕赤穴の瀬戸山城を攻めしむ、七日瀬戸山を攻む、城主赤穴中務少輔光清よく〔illegible〕防戰す我軍また利あらず、七月廿七日、瀬戸山城を攻む、〔illegible〕死傷頗る多し、(古文書)この日光清矢に中り城中に歸りて死す、毛利元就光清が死せるをきゝ、〔illegible〕す、光清が父久清は二〔illegible〕五郎〔illegible〕を具して月山に〔illegible〕し、此には〔illegible〕光清が〔illegible〕新〔illegible〕ありけるが、毛利氏の者に從ひ降を乞ひ、退去す、○永祿三年、毛利氏、亂入の時、赤穴左〔illegible〕門〔illegible〕以下降伏の事、陰徳太平記備前〔illegible〕に見ゆ。

出雲　　　生田　精

〔illegible〕内山川難抗衡、〔illegible〕口碑明、〔illegible〕尾崇神劍、
乾〔illegible〕得〔illegible〕定垣名、〔illegible〕三千年社〔illegible〕、〔illegible〕一萬戸湖城、
尼〔illegible〕業今安在、〔illegible〕傳七歳兒。

石見國

石見國（イハミ）　東は出雲、東南備後、南は安藝、西南は周防長門に至り、西北は海洋に向ふ、諸水皆東南の山嶺に發し、各自海に入る、江川（ゴウノカハ）最大、其遠源は安藝備後に發す。今本州面積凡二百三十方里、六郡に分ち、島根縣治に屬す、通して石州（セキ）と云ふ。

（石州）本州は山嶺重疊し、平夷の田野少なく、海陸運輸も便ならず〔illegible〕乏し、人民紙〔illegible〕の産業に從事するもの多し。

（石見）和名抄以波美と註し、國造本紀に「石見國造、瑞籬朝御世、紀伊國造同祖、蔭佐奈朝命兒、大屋古命定賜」とあり、石見の名は齊明紀に初出すれど他に所見なし、播磨風土記に「揖保郡石海（イハミ）里、難波長柄豐前天皇〔illegible〕大年、〔illegible〕

石見潟（イハミガタ）　〔illegible〕

約六十七海里〔illegible〕小〔illegible〕をなして〔illegible〕

〔illegible〕を石見潟といふ、〔illegible〕

〔illegible〕山〔illegible〕なるものは、三瓶山〔illegible〕江

〔illegible〕山〔illegible〕大〔illegible〕山〔illegible〕

〔illegible〕に石見潟と云ふは、中世以〔illegible〕に見ゆれど、〔illegible〕

に潟と云ふは〔illegible〕ふべし、万葉集卷二、柿本人麿〔illegible〕に

は

（石見海）角鄣ふ、石見の海の、言さへく辛の崎なる、伊久里にぞ、深海松生ふる、云々(角鄣は〔illegible〕の〔illegible〕)と見え、又「石見の海、角の浦廻を、浦なしと、人こそ見らめ、潟なしと、人こそ見らめ」とよみて、海と浦、潟との差別明正なり、〔illegible〕石見潟とは本來那賀郡石見郷の海内を言ひ、今の濱田灘なりけむ、新後拾遺、又人丸家集堀川百首に至り、始めて石見潟の名見ゆ、是は万葉の石見海に替へし言葉なれど、其本義を失ひ、潟ならぬ海面をかくも云しけるより、後世之に習ひ、石見海の名稱亡ひぬ。

安濃郡

安濃郡（アノ）　本州の東北隅にして、狹少の地とす、郡の西北は海に向ひ、東南に三瓶山あり、〔illegible〕川〔illegible〕出雲と邑智郡に界す、〔illegible〕今〔illegible〕凡十方里、十村、人口二万七千、〔illegible〕て〔illegible〕合せず。安濃郡は出雲風土記に安農に作る、和名抄八郷に分ち、其〔illegible〕間〔illegible〕二郷は後世邇摩郡へ入る、其他郷里古今の移動あること少し。

波禰郷

和名抄、安濃郡波禰郷　○今波根東村、朝山村、波根西村是なり、郡の東北端にして、出雲簸川郡田儀村に堺す、西北は大洋に面し、東西二村の間に小湖あり、細溝を以て海潮を通す、延喜式に波禰驛馬五疋と載せ、今に至るも東村に亭舍あり。

安西軍策、天文十二年、元就朝臣隆元朝臣は、富田の宮尾より岩坂口退給ふ、城よりも跡を慕懸けれども、諸々と羽根の満蓮社に着、四五日留り給、落散たる勢を待法らる、彼寺の住僧何としてか持傳けん、義經の矢違の守を進上、其後吉田へ打入給ふ。

(朝倉)(仙山)

延喜式、安濃郡刈田神社は今波根西村に在り、同朝倉彦命神社は今朝倉村に在り、(神祇志料)朝倉は東村の東に接し、今仙山と合せ朝山と改む。朝山の東南に富山村あり、是は田儀川の谷にあたれば、昔出雲國神門郡多伎郷の域内にやともおもはる。(仙山は舊金坑にや)

刺鹿郷

和名抄、安濃郡刺鹿郷。○今刺鹿村是なり、波根西村の西南に接す、延喜式、刺鹿神社此に存す。○石見八重葎云、刺賀山城守長信は、尼子勢に攻破られ、温泉津にて自殺す。

安濃郷

和名抄、安濃郡安濃郷　○今鳥井村なるへし、刺鹿波根西の西にして、海濱に居る、静間川其西南に在り、此地即郡家の起因なるべけれど、其名義を知らず、洞穴の靈窟、近地に静の岩屋あり。

(鳥井)

延喜式神漏神社は鳥越村に在り、(神祇志料)鳥越今鳥井に併す、鳥井とは神社の鳥居門より起れる名なり。

長久

鳥井の南を長久村とす、東鑑「文治二年、賀茂別當領、石見國久永保」とあるは永久の誤にて、此にあらずや。○延喜式、邇幣姫神社は土江村に在り、(神祇志料)土江は今長久に屬す。

稻用

今長久村の大字なり、日向纂記云「伊豆の伊東祐時次男六郎祐[illegible]は左衛門尉に任し、石見國稻用中山を領知して、稻用殿と曰ふ、又九男祐[illegible]は稻用、御幣、伏見、長岡及び甲斐國横手を領知して、是も稻用殿と稱す」此なるべし。

邑陀郷

和名抄、安濃郡邑陀郷。○今太田村存す、長久の東なる山驛なり、大内義隆記に石見國大田の郡に銀出つる由を曰へるは、大田蓋大森の誤にて、此にあらず。

太田

今本郡の郡治とす、波根驛を去る二里、大森驛を去る三里、三瓶川の谷なる山村也。

八重葎云、太田の古城は小笠原[illegible]正の居れる所とぞ、古驛とす、雪見堂は西行の古跡とぞ、

しらで見は富士とや云はん石見なる三瓶の岳の雪の曙。

毛利元就記、尼子は石州加勢として、人數一萬五六千にて、太田まで打出けれども、大河隔ければ、何の行もならざりければ、雲州へ打入ける。

小屋原

今多根、池田等と合せ佐比賣村と改む、太田の東南二里、出雲國堺三瓶山の麓とす。

小屋原湯は、鹽類泉、百零二度、其味甘鹹なり、浴室の設あれど、浴[illegible]の客稀少とす。

佐比賣山神社

小屋原の東、多根の地に屬し、即三瓶山の鎭守とす、延喜式に列す。○神祇志料云、此社、昔大己貴神を祭る、昔大神少彦名命、須勢理姫、伯耆國大山に御坐し、次出雲國由來郷に來坐して、百姓に鋤鍬を授て農事を教へ給ふ、其地を田鍬と云ふ、夫より[illegible]引山に登り坐し、次に石見の佐比賣山に至り、池を作り稲を播けて、稲種を民に勧請を授給ふ、故此里を田根と云ふ。(出雲風土記、伯耆國[illegible])

(多根)

三瓶山

小屋原の東にて、雲州に跨る、古名佐比賣山、又形見山と云ふ、サンベは蓋三瓶の字をサヒムに假りしより、其字音に移りたるものなとし、或は山邊に作り、俗說日本第五の高山と云ふ。

(佐比賣山)

地學雜志云、三瓶山は伯耆の大神山(大山)と並稱して、山陰の名山たり、子孫男女の四峰鼎狀をなして相連る、男三瓶の頂上に於て海拔一千二百餘米突に達す、地勢緩徐なる四周の花崗岩丘陵地より聳出し、山勢雄偉、巍然として雲際に屹立す、二途あり一は北麓なる小屋原温泉より、一は南麓なる志學温泉よりす、南麓に一大窪地あり、之を室の内と稱す約東西九町南北十二町、其右に小池あり室の池と云ふ、其左に當て孫三瓶の麓に接する邊に一小區域の地、草木色を變じ、禽獸の死体堆積せる所あり、所謂鳥地獄は即ち是なり、蓋し岩石の間より、炭酸瓦斯を吐出する地なり、此山元來火山にて、室の内は昔噴孔内の遺跡とす、山麓は東西の二平原ありて、裾野の体裁を具へ、浮布の池其一隅に位す、出雲風土記によれば、八束水臣津野命、出雲の國の地形狹少なるを見て、新羅の國の餘剰を割きて引き來り、やがて杵築の御埼山を作りし時、新土の安定を欲し、杭して之を繋く、其杭後に化して佐比賣山となり、引き來りたる綱は薗濱をなせりと云ふ、三瓶山の出現を以て、國土の造成と多少密接なる關係を有すとするは、其大体に於て頗る價値あるものなり、且新史の傳ふる所によれば、人皇四十代天武天皇の御宇、白鳳十三年、地大に震ひ、[illegible]分れて三となる、即今の男三瓶女三瓶孫三瓶なり、時に一大池沼を生ず、之を浮沼の地といふ、後改めて浮布の池と云ふと。

(室之内)(鳥地獄)

八重葎云、三瓶山一名形見山と云ひ、中腹に浮布の池ありて、菖蒲多し、此池は昔浮沼と云へり。

(形見山)(浮布池)

宮木引く袖さへ寒く麻衣かたみの山に嵐吹く也、(藻鹽草)

君がため浮沼の池の菱とると我染めし袖ぬれにけるかな、(萬葉)

身はかくて浮きぬの池の菖蒲草引人もな

根とそつきせぬ、〔續後撰〕（八雲御抄にも、浮沼池を一石見と註したり、万葉集の[illegible]は異にして此にや、不審）

池田（イケダ）　今佐比賣村の大字なり、浮布池の溝とす、此池水は北西に流れ下り、川合村を經て銀山川を併せ、三瓶川と相會して、鳥井靜間の間に至り海に入る。

志學（シガク）　今佐比賣村に屬す、三瓶山の南方の山腹にして、邑智郡布施村の東とす、温泉あり、湧出甚盛んなれば、來浴の人亦多し、鑛泉とす、熱百零八度（鑛泉誌）

地學雜誌云、三瓶山には其中腹に拾町歩餘の噴火口あり、今は其僅を湖に、一反歩許の小池あり、此池より二町許北西に方りて、俚俗鳥の地獄と呼ぶ西五歩ほどの一區には、小禽獸の遺骸多く散在せり、四一帶噴氣孔にして、噴火山の餘勢、猶地下の炭酸瓦斯を吐出する者なり、此噴火口より四五町東南に下りて、熱泉を湧出する處あり、志學村、溫浴場まで七八町の距離を、筧樋にて之を引き、鐵樋中にて冷下せしめて、浴に之を用ふ、此鑛泉は明治五年の震災以前までは、左まで泉量も多からず、熱度も高からずして、浴客も少なかりしと、又此震災後、邇摩郡温泉津の鑛泉は其量と溫度を減却したりと、此邊には志學、千原、小屋原、温泉津、福光、上有福、天河内の温泉あり、冷泉の湧出する箇所は、川合、大江、北佐木、湯谷、湯抱、地頭所、簗瀬、川本、長藤、瀬谷、原、井原、矢上、長谷、追原、福光等なり、多くは炭酸鐵泉にして、泉口に褐色の沈澱物を附着せり、中に清涼の飲料となるもの尠からず、其川合村の泉の如きは、殊に濃厚の成分を有すと云ふ。

高田鄕（タカダ）　和名抄、安濃郡高田鄕。○今詳ならず、八重葎に池田志學の邊を云ふと說く、名所方角抄に石見の高田山見ゆ

なけや鳴け高田の山のほとゝきす此さみたれに聲な惜みそ、〔拾遺〕

川合鄕（カハヒ）　和名抄、安濃郡川合鄕。○今川合村存す、文德實錄、嘉祥三年、安濃郡川合郷見ゆ、出雲風土記にも安濃郡川相郷と曰ふ、是也、浮布池の水と忍原川此にて相會ふ。

物部神社（モノベ）　川合村に在り、今國幣小社に列す、即石見國の一宮にして、神主金子氏は、物部氏の裔孫と稱す、近時登錄せられて男爵を賜ふ。

物部神は、三代實錄に授位の事見え、延喜式に列す、一宮記に、物部氏の祖宇麻志麻治命を祭ると爲す、

吉永（ヨシナガ）は今川合村の大字なり、延喜式新具（ニクツ）蘇姬命神社此に在り、〔神祇志料〕○川合の炭酸泉は、明治五年三月地震の際より湧出す、微渴甘にして、小鹹味を帶び、含有の炭酸鐵頗多し、常温五十六度。

(永吉)

忍原（オシハラ）　川合村の西なる山谷にして、今忍原水上（ミナカミ）の二村に分ち、邇摩郡に屬す、山谷狹長にして三里許、即靜間川の遠源とす、大森の東にあたる。

邇摩郡

邇摩郡（ニマ）　安濃の西南にして、海洋に面す、今面積凡十一方里、人口四万、二十村に分ち、治所を大森に置く、郡治（ツチ）鄕六村は今那賀郡の所管と云ふと雖、江川の東北岸にして、本來邇摩の屬域なるを以て、本篇之を邇摩の下に係く。

邇摩は類聚國史「仁和元年、邇摩郡大領伊福部安道」と見ゆるを初出とし、延喜式に近隣とあるは、近邇其義相通ずれば其誤謬を招きたるに似たり、和名抄六鄕に分つと雖、津道郡治重複すれば、其實五鄕のみ、後世郡治を那賀に屬せしめ安濃の佐波靜間二鄕を本郡に屬したり、[illegible]名は仁万村より出でしごとし、名義不詳。○大内家壁書云、從山口於御分國中、行程日數、石見國邇摩郡七日、請文十九日。

佐波鄕（サハ）　和名抄、安濃郡佐波鄕。○今邇摩の大森久利の二村なるへし、大森を古名佐摩と云ふ、古佐波の轉訛とす、川合鄕の西にして、其澤潤を銀山（ギンザン）川と云ひ、東北流久長村に於て靜間川に入る。○吉川記云、文明三年正月、吉川次郎三郎經基へ、幕府より石州邇摩郡佐摩を加賜せらる。

(摩佐)

久利（クリ）　今行恒、市原等を併す、久長の西、銀山川の谷に在り、此谷一に行恒（ユキツチ）川とも稱す、其源頭は即大森銀山とす。

大森（オホモリ）　銀山川の源なる山中に在り、西方仁万（ニマ）、温泉津の海岸を去る二里許、戶數七百、本郡の治所とす。

江戶幕府の時、特に代官を派出し、銀山を管理せしめ、又石見備後の公料を支配せしめし所也、大森は本来銀山の號にして、村里を佐摩と曰へり、今大森村と改定す、大森の山神（ヤマノカミ）は、幕府五十石の免除を附與し、大森明神と云ふ、近時之を以て、延喜式邇摩郡[illegible]上神社に擬するは不當。○八重葎云、大森の銀峯山清水寺は、當國巡拜第一の靈場也、淨土宗大安寺は、銀山奉行大久保石見守長安の葬れ所と傳へたり。

大内義隆記、義隆在世の間より、石見の國大田の邸には、銀山の出來つゝ、寶の山となりければ、異朝よりは是を聞、唐土天竺高麗の船を數々渡しつゝ、天竺仁の進物、樣々五百子十二調子を持するを、彩色のあざやかにみゆる鏡のかげなれば、程遠けれどもくもりなき鏡も、二面候へば、かゝる不思議の重寶を五さま過するとかや、唐人の進上は數を盡してみなにけり、日本よりの唐船の歸朝有ける廿年は、天文八年八月中旬なり（石見銀山舊

記云、昔周防國主大内介弘幸は、鎌倉を恨む事有て、謀叛の時、防州氷上山に祭る北辰星守護神託宣して曰く、石州の仙之山に多く銀を出すと、是より銀峰大に盛りければ、隣國の大小名各之を取らんとて其間を窺へり、是を以て山吹山に城郭を築きて、銀山を守る、其後大亂に足利右兵衛佐直冬、當國に攻入り、四十八城を陷しいれ、銀山を押領す、此時悉く銀を取りつくしけり、但し是迄は地を掘り間歩を開くことを知らず、上弦を取りしなり、大永年中に、大内介義興博多の神谷壽亭を招き、再び山を開かしむ。○石州銀山紀聞云、大永六戌年、初て山入りす、雲州の銅山師同國田儀の三島淸右衛門、筑前國博多の神谷壽貞を頭とし、山大工吉田與三右衛門、吉田藤右エ門、於紅孫右衛門三人召連れ罷越し、鏈を穿らせしに、大永七亥年、敷内にて鏈を爭ひ、孫右衛門を殺す、右亡靈祟を成しければ、祠を建立し山神に祭る、今淸水寺山神是也、天文二年、博多より宗丹井禪門慶壽と申者來り、銀を吹初む、享祿四年、矢瀧城を責落され、與三右衛門藤左衛門兩人、周防國山口へ相越し、屋形へ相願ふとあり、天文九年、尼子氏に責め取らる。○又云、石州銀山開起より、多くの年月を經たり、其間或は衰へ或は盛ること幾度ぞや、就中慶長の頃より寛永年中の大盛、士稼の人數二十萬人、一日米穀を費す事千五百石餘、車馬の往來晝夜をいはず、家は家の上に建、軒は軒の下に連りぬ、去れば銀山近き津々浦々へ、四方の大船競ひ繋ぎ、五穀の類は言ふに及ばず、和漢の珍器重寶に至るまで、より集り來る事、恐く今日本の内、此銀山に勝者なしと申傳へり。(慶長六年、幕府石州を毛利家より收め、銀山奉行大久保長安をして之を支配せしむ、大森の盛は盡此時に在り)

仁間より、やかて銀山へこえて見るに、山吹と云城、在所の上にあるを見て、　玄旨

(銀山)

城の名もことはりなれやまぶよりも掘る白銀を山吹にして、(九州道記)

はなふりに夏をうめけり石見富士、　三千風

自大森到温泉、路經銀山、　賴　杏坪

石州地多石、州名本不訛、不問知石州、入疆石嵯峨、
寶計頑石裡、金銀幾淵窩、數道窮搜採、歲貢致千駄、
但憐探取者、深礦掛油螺、照火尋銀苗、穴地數里過、
誰知人頭上、有山又有河、一生鼴鼠技、視日常無多、

山吹城址

大森の故城也、此城大内家にて取立られしに、天文六年、尼子勢銀山へ亂入し、大内の奉行を殺し、八年大内家より再び取返す、十一年、毛利大内同盟和睦、乃ち小笠原長隆をして銀山を守らしめ、其子長徳は山吹に在城す、後小笠原より毛利家へ渡し、永祿年中、刺賀高畠の二人在城の時、尼子勢之を攻破る、即本條某之に守備しけるが、本條數年の後は、毛利へ降伏す。

毛利元就記、尼子が家に本庄越中守、雲州須佐の高矢倉に住す、男子五人あり、軍兵三千あり、藝州と銀山山吹の通路を留めけるに依て、山吹の城兵粮なくして難儀に及、藝州より軍兵一万相添、兵粮を入る處に、本庄越前大將にて、尼子の人數二万五千打出、石州の内新原と云在處にて渡し合て相戰ふ、尼子方得勝利、其時にて山吹の城へ押寄攻ければ、平賀山城守高畠源四郎切腹す、さて彼山吹の城には尼子より本庄越中守を入置ける、元就思案して、小笠原備正が手筋を以て、本庄味方參るやうに、種々仰られければ、本庄結句忝さて相從、嫡子太郎左衛門を人質に差出す、則石見國難なく元就の御手に入る、後に至り雲州陣の時、本庄は首刎らる。

静間郷

和名抄、安濃郡静間郷。○今静間村、大屋村是なり、大森の東北にして、長久村の西に連る、三瓶川、銀山川、川合川の諸溪此に歸注して海に入る、故に静間川の稱あり。(静間の古訓は志都なるべし)

延喜式、安濃郡静間神社は、今静間村の垂氷山に在り、(神祇志料)静間の濱は、鳥井と磯竹の間にあたる。人類學雜志云、静間村に静の岩屋あり、萬葉集三巻に生石村主眞人の歌に、

大汝少彦名乃将坐志都乃石室者幾代將經

と讀めるもの是なり、奥行十五間許、内の高さ十三間餘、横幅八九間許、こは静間村の濱邊にありて、其後なる岡を狹窓山と云ふといへり、其構造を考ふれば、正しく海邊の天然窟也。

(静間川)(静石室)

託農郷

和名抄、邇摩郡託農郷、訓多久乃。○今宅野村、磯竹村是なり、静間村の西南隣にして、海岸に居る、延喜式託農驛と云ふも此とす。

磯竹

今五十猛と改め、静間と宅野の間なる海驛なり、故に大浦とも、濤とも稱し、小船の碇泊するものあり。

宅野

今宅野村、蓋古の託農驛なり、其海岸に辛浦辛埼の名あり、當國の歌枕なり、万葉に「角さはふ石見の海の言さへぐ辛の埼なるいくりにぞ云々」。八雲御抄云、辛浦は宅野村にして、又古登多加磯といふ、今汝吹と呼ひ、岩に孔ありて、中より汐を吹きあぐる、古歌に

石見潟ことたか磯の寄波のくだけて歸る者と知らずや

と傳へり、又辛之埼の波路寺觀音堂は、濤來山と號し、海中出現の佛とぞ、里人の曰く

さば網の中のわらびや古佛。

天正十五年、九州道記に「廿九日、石見の大からと云所に泊りて、明るあした仁間と云津まで行く」とあり、大字は國の誤にてからは此宅野の辛浦なるべし。

(辛)

大國郷

和名抄、邇摩郡大國郷。○今大國村、仁万村、馬路村等なるべし、託農郷の南にして、大森の西にあたれる村落なり。

八重葎に大國村に石見權現あり、石見てふ國號は此地より起ると曰へり、大國の山中に八千矛山、冠岩等の奇景

ありて、大國主神の[illegible]なりと說く。

仁萬（ニマ）　今仁万村と云ふ、大森の西北一里半、海隈に居る、九州道記に「仁間と云所まで行くに、石見の海あらきといふ古事にもたがはず、白波かゝる磯山の岩は砕ちたるあたりを消行くとて、作、
　是や此浮世を渡る舟の道石見の海のあらき浪風」
と云へり。○八重葎云、仁万村に國分尼寺跡あり、即那賀郡伊甘郷の國分寺へ移したる社の舊地なり、此地に木石とて樹木の化したるもの、又石蛤饅頭石あり、水晶も出づ、饅頭石とは中に餡の如きものを含む。

天河內（アマカフチ）　今大國村に合併す、仁万村の南に接し、溫泉在り、鹽類泉、常溫八十六度、明治五年三月十日、地震の時涌出し、爾後絕ゆるなし、海道にあたるを以て、往來の人湯浴の便あり。滿行寺は天河內の眞言精舍なり、永祿五年壬戌、僧照西開基と云ふ、石州の一名藍とす。

湯泉鄕（ユ）　和名抄、邇摩郡湯泉鄕訓由。○今湯里（ユノサト）村、溫泉津（ユノツ）村、大濱村、福光（フクミツ）村、福浦村是なり、大國鄕の西南とす。延喜式韓竈（カントヤ）神社は今湯里村に在り、湯里は溫泉津の東北にして、ツヅラコ山の下に在り、和名抄鄕名の本據とす、然れども後世此に涌泉なくして、其西南海岸に現在す、不審。

（湯里）

湯城址（ユ）　安西軍策云、永祿元年五月、毛利勢一万二千、湯の城を取圍、隆元は城の尾頸笠取山へ打上陣を居ゑ、元春は北方一里計隔て、赤城にも軍五百餘騎にて籠ければ、其中間を取切り、隆景は西の方小猫山に備へ、元就朝臣の本陣も此に在り、西表又青岩と云城には、尼子晴久よりの援兵八百餘騎籠る、藝州勢六月朔日赤城を乘崩せと下知し給ふ處に、湯城かねて同夜半に城を明け、溫湯の城へ入にけり、尼子勢も青岩の城を退、大田迄こそ引にけれ、角て七月城主小笠原長雄は力なく降人となる。○元就記云、毛利勢小笠原彈正の持てる築城赤山の城へ押寄れど、夜中に明退ける故、小笠原本城に押寄合戰度々有、彼城に五口より仕寄を付、其上孔鉢より堀入攻させらる、城中より堀掘け穴の内にてもせり合ふへきと防ぐ也、然とも小笠原不相叶、和に成り、元就へ相從ふ。○雲州軍話云、弘治二年五月半、毛利の軍勢石州へ打向ひ、溫泉津赤城を攻動す、城主小笠原彈正基忠（長雄とも云）叶はず降參す。

溫泉津（ユノツ）　今溫泉津村と云ふ、大森の西南二里半なる海驛也、濱田港の北東十八海里、灣入七鎖の小港あり、港口の東南の西方に洗浪岩あり、中之間と名づく、其他危險なしと雖、狹少なるを以て、小船の出入に利あるのみ、戶數五百。

（笹島）

九州道記に、溫泉津寶塔院の笹島（ササシマ）の連歌の事見え、八雲御抄に笹島を石見の名所とも、其本歌は万葉に見ゆ、
　夢にのみつきて見ゆれは小竹島（ササシマ）の磯越波の敷布念はゆ
八重葎云、笹島は湯津の大濱に在り、又海藏寺は毛利尼子合戰の時、毛利方の將[illegible]の二人自害の故蹟とす。○津の溫泉は、泉源二所、鹽類性、常溫凡一百十五度、浴室客棧の設備、其名に負かず。

福光（フクミツ）　溫泉津の西南一里、又海灣を環して、形狀相似たり、其鑛泉は同性なれど、常溫七十四度にくだれり。

石州溫泉津、有二湊、北船繫泊、避風甚便、湊口諸嶽、[illegible]、一日與客泛舟遊覽、夜大洋看月、共賦此韻、作長句、　賴　杏坪
銀山西有溫泉湊、天造[illegible]、[illegible]
一日[illegible]、外湊可容百[illegible]、內湊[illegible]五十[illegible]、
石[illegible]、[illegible]、
[illegible]、神工[illegible]、
[illegible]、小[illegible]、[illegible]、
[illegible]、[illegible]、
[illegible]、海若[illegible]力大[illegible]、往[illegible]、
[illegible]入[illegible]、乳[illegible]、[illegible]、
海[illegible]可[illegible]、水[illegible]如花紅[illegible]、[illegible]、
[illegible]、更有舟人叉赤目、[illegible]、
出湊遥指落日浴、[illegible]起風[illegible]、[illegible]大[illegible]如[illegible]、
是夕不[illegible]、[illegible]向[illegible]心[illegible]玉、西[illegible]三[illegible]無一[illegible]、
光浪[illegible]北[illegible]、天[illegible]、[illegible]一大[illegible]、
已見[illegible]山之銀萬里沃、[illegible]我未[illegible]竹島之竹、[illegible]得一[illegible]
一斛、製笛吹月舞水族、

大家鄕（オホヘ）　和名抄邇摩郡大家鄕、訓於保伊倍、○今大家村、八代村、波積村、井田村是なり、今俗或は大江に作る、溫泉鄕の東南にして、大家山の南とす、村落山間に散在し、其澤涌は西南して都治鄕に入り、江川に歸す。延喜式、山邊八代姫命神社は大家鄕の新屋に在り、新屋は今八代村と改むるもの是也。（八重葎）大家山は又高山と稱し、標高凡二千六百尺、海上より望見して、[illegible]なり。

（大江山）

波積（ハヅミ）　今波積村と云ふ、高四十餘丈の瀑泉あり、其下に精舍ありて岩瀧寺と名づく、故に岩瀧寺瀑布とも稱し、本郡の絕景とす。

津道鄕（ツチ）　和名抄、邇摩郡津道鄕、訓都知。○刊本津を杵に誤る、今高山寺本に因る、又本書別に都治鄕を掲ぐ、（刊本には都治又は都治に作る）重複なり、本鄕は今那賀郡の西管と爲り、都治、黑松、淺利、渡津、松山、下松山の六村と爲る、溫泉大家の西南にして、江川に至る。（延喜式には津を樟に誤り、樟道驛馬五疋と見ゆ）

都治 今都治村と云ふ、波積の西とす。八重葎云、都治村に埋築と云ふ古城址あり、都治氏は和氣姓の流裔にて、久しかりし名家と傳ふ、慈恩寺には細川幽齋の紀行に見えて、當美の楓樹存れり。

(慈恩寺) 慈恩寺は、足利直冬の墓所にあらずや、直冬法謚慈恩と曰へり。南山巡狩錄云、元中四年、左兵衛佐直冬、石見國にて卒す、慈恩寺王溪道昭と號す、案るに足利直冬は父子兄弟不和にして、一たひ宮方に屬せし人なり、しかれども終には武家方に降參したりとも見ゆ、武家方となりても不平の事ありしにや、上洛の事を聞かず、石見國に居住せしなり、新葉集の左兵衛督成直といふ人を、足利直冬の子なるべしと、作者部類にいへるは、何の書に據れるにや知らず。

慈恩寺の庭前に楓あるを見て　　　玄旨
深山木の中に夏をやわかかへで、

淺利 今淺利村と云ふ、温泉津の西南三里半、海道の一驛なり、街一里にして、江川の河口に至る。

(黑松) 黑松は淺利の北に連接する海村なり、八重葎に此浦を底干浦といふ名所なりと說けり。

(底干浦) 天地を底干の浦に我ごとく君に戀ふらん人はさにあらず、(万葉)　　　依羅　娘子

みち潮の底干の浦にくらぶれば我こころもては猶やしつまむ、(万葉)　　　柿本　人麿

渡津 淺利の西、江川の河口なる村落を云ふ、延喜式江東驛にして、往時より之を以て江川の渡頭と爲したり。

(江東) 江東は江川の東岸の義に出て、ゴウトウとよむへき歟、西岸には江西驛の名を命したり、又万葉集に見ゆるは、

柿本人麿、從石見國別妻、上來時歌、
(上略)鯨魚とり、海邊を指して、和多豆の荒磯の上に、香青なる玉藻もおきつ藻、云々

略解に註して、石見の那賀郡の海邊に渡津村とて今もあり、こゝなるへしと曰へり、即此村里に當る。

屋上山 渡津の東なる丘陵にして今下松山村に屬し、大字八神と云ふ地是なり、又万葉の人麿の歌詠に入れり、曰く「妹が袖、さやにも見えず、嬬戀る、屋上の山の、雲間より云々」。

松山 今松山、下松山の二村に分つ、渡津の東、都治の南にて、江川に沿へる地なり。松山は舊莊號にして、俗に川上とも唱へ、市村の清泰寺山を、松山城とす。松山氏は佐々木の一黨にて、文治の頃より領主なり、天文十年、福屋右衛門尉隆兼之を攻滅し、松山城に弟隆任を置く云々。(八重葎)江川の南岸、今の川平村を、田野とも南川上とも曰へり。

(川上)

松山城址 今松山村大字市に在る歟。安西軍策云、永祿元年七月、尼子晴久は河上の松山の城を攻む、城には福屋隆包より、神村下野守を先として、究竟の兵六百餘騎たてこもる、同十九日、尼子晴久徒に滿川對陣して、士卒を苦めん事詮なしとて、大田迄引退きけり、かくも福屋隆包は元就に與し戰功を盡しけるが、淨意賞臣と不和事出來て、流牢の身と成のみか、多の一族若黨を亡しけるとぞ聞えし、永祿四年二月二日、毛利家より河上の松山を攻むへしとて、元就朝臣父子四人、大江へ陣を易給ふ、熊谷伊豆守信直は井下の渡を越て、十谷に陣を取り、吉川熊谷手の者共、先陣に進み切て入り、櫃の城は無程落にけり。〇毛利元就記云、吉川元春先鋒として、福屋へ押寄せ、福屋籠城中の村の城を即時に攻落し、八百餘切捨て、夫より同籠城河登の松山へ押寄切崩、六百餘打取、夫より福屋本城へ押寄給へは、福屋不叶して投になり、元就に相從ふ。〇雲州軍話云、福屋越中守隆久か籠たる、中村、松山、乙明三ケ所云々、弘治二年の夏、吉田勢に攻落さる。

邑智郡

邑智郡 安濃邇摩の南、那賀の東、江川の中游なる山谷を占む、雲備藝の州堺に接し、廣大の區域とす、今面積凡五十方里、人口六万五千、三十三村に分つ、(三十三村の中、都川和田木田の三村は今那賀郡に屬す)治所は川本に在り。

邑智は和名抄於保知と注し、知字を用ゐたり、元祿國圖以下智字を採る、名義不詳、古訓於保知とあるより推せは、大内の意にや、地形大山谷の内とす。

石州路上　　　　賴　山陽
雨過泉聲迫暄、木落山骨尤癯、今朝は底千張、昨日天邊寸碧、

三原 今三原村と云ふ、舊佐木郷とも云へり、邇摩郡大家郷の南にして、江川の北岸なり、三原の西を谷住郷と云ひ、此邊中古には神南備庄と稱す、和名抄の古郷名詳ならず。

八重葎云、小笠原四郎長親は、阿波國小笠原氏の分流にして、鎌倉時代に石州へ移り、邑知郡村之郷に住す、十二代長隆は大内義隆に屬し、兵部大輔と號す、其子彈正長雄、其子大膳少輔長徽、是等數代は三原の領主たり、長徽文祿中毛利家より滅却せしめらる。

祖式 今祖式村、三原の北にして、大森銀山の南、大江山の東なり、大森より川本驛に通する山路にあたる。

八重葎云、祖式の矢瀧城山は、昔祖式式部元勝と云人の居れる跡と傳ふ。

柄谷　旧郷名にして、十二村を總ぶ、（八重葎）今君谷村と改稱す、眞式の東にして、又江川北岸の地とす、大字地頭所に温泉涌出す。（柄をカタラに仮ること其所以を知らず）

吾郷　今吾郷村と云ふは、舊吾江郷と稱し、數村を總へたり、谷村の南、川本の東にて、江川の南北兩岸にわたれり。

延喜式、邑智郡天津神社は吾郷村に存す、（神祇志料）吾郷の乙原鑛山は、川本村の東一里半に在り。

明塚の鼓が瀧の城址は、佐和氏の古跡にて、太平記に鼓崎と錄す、（八重葎）明塚は今吾郷に屬し、江川の屈曲（内角）にあたり、粕淵驛の對岸とす。

（明塚）

太平記云、三角入道は足利直冬の下知に隨ひ、國中を打ち順へ、庄園を掠領しければ、觀應元年、越後守師泰都を立ちて、七月二十七日の暮程に、江河へ打ち臨み、遙に敵陣を見渡せば、是ぞ聞ゆる佐和善四郎が楯籠りたる城よと覺えて、青杉、九屋、鼓崎とて、間四五町を隔てたる城三つ、三盃の如く峙ちて、麓に大河流れたり、寄手は計略を以て、鼓崎へ亂入す、佐和善四郎は已か役所に走り入り、火を懸けて腹掻き切りて死にけり、其外四十餘人ありける者共は、青杉の城へ落ちて行く（青杉城は明塚の東南一里許、濵原村の境内に在り）

粕淵　吾郷の東にして、江川の屈曲にあたり、其北岸に位置す、三瓶山志學温泉の麓とす、山間の小驛、出雲路に通ず。

濵原　今濵原、鎮、信喜の諸村を併せたり、粕淵の南にして、江川の東西兩岸にわたる。

濵原は濵原村の大字にして、江川の西岸とす、大字鎮と相對る　八重葎云、濵原郷濵原村、青杉の城址あり、佐和菊壽丸并に其父善四郎の居れる所とす、九屋城址は隣村鎮に在り、佐和は益田氏の一黨なり。

南山巡狩錄、正平五年七月、高師泰が二万餘騎、石見國に到着し、明日こそ合戰あるべしと議しける所に、寄手のなかより森小太郎（異本太平記に毛利に作る又少輔太郎に作れるあり）高橋九郎左衛門二人、眞先に川に打入たり、元來佐和善四郎か籠る所の青杉（或は青松）の城は名城にして、相ならびたる九屋（或は九尻に作る又は丸尾としるす）鼓崎も要害よし、城の麓に、淺深もしらぬ大河ながれたるを、森高橋先懸せしに勵まされ、京勢のこらず川をわたり、八月廿七日に落城す。

（青杉城址）

佐波郷　和名抄、邑知郡佐波郷。今和谷村、吾郷村、粕淵村、濵原村、澤谷村等蓋是なり、太平記に見ゆる佐和某は在住の武士にして、通稱善四郎三善姓とぞ或は波を和に作るは、後世の轉訛に出つ、康正二年造内引付に「石見國伊波郡」とあるも佐波の誤なるへし。

澤谷　濵原の東、雲州赤穴に到る山路にあたる、九日市を以て小驛とす、又大字千原に温泉涌出す。

都賀郷　和名抄、邑知郡都賀郷（今都賀村、都賀行村、谷村、布施村等是なり、佐波の南にして、江川の東西兩岸にわたる、其東南は出雲備後の國堺に至り、三國山峙つ。此地及ひ出羽は、石雲備四州の走集にあたるを以て、大内尼子毛利諸氏の攻守に當り、常に出師必由の所たりき。

安西軍策、天文十一年正月、大内義隆出雲へ發向の衆議有て、義隆卿すでに山口を打出て、仝三月初旬に、石州出羽の二山に陣を替られ、津賀の渡りへ行かゝりける處に、杉人道宗參舟橋を掛て、惣勢を安々と打渡し、仝六月七日赤穴の城を攻んと擬せらる、

布施　都賀の西なる山中に在り、今村之郷、宮内、八色石等を併せ、一村とす。宮内の田立山に、延喜式、田立建埋根命神社在り。

按、新撰姓氏錄、舊事本紀に、火明命の裔健與利命あり、建埋根は建與利根と音相近し、恐らくは建與利根の下邑字を脱し、埋は理を譌れる歟、又火明命九世孫、■部條は命の子、大原足尼命あり、次の大原神社、或は此人を祭れる歟。（神祇志料）

出羽川　田所村の山中に發し、東流、出羽、高原、阿須那の三村を經て、口羽に至り、江川に入る、長六里。

口羽　都賀村の南にて、出羽川の口にあたる、然らば口出羽の中略とも謂ふべし。安西軍策、陰德太平記等に、口羽氏の人多く見ゆ、口羽下野は毛利元就に仕へ、備後の山内新左衛門隆艮を降附せしめたり。

阿須那　口羽の西に接する村落なり　安西軍策云、天文九年正月、毛利元就吉田に於て雲州勢を切崩し、尼子下野初め四百有餘討死す、かくて晴久矛楯とや思はれけん、捨篝火を焼き、窃に北村、油田より、阿須那、津賀邊へ引取。

高見　阿須那の北西にして、出羽谷の支谷に居る、今原村と併せ高原と改む、八色石山の南谷とす。

安西軍策、弘治二年、毛利の軍勢は、高見の高岩城を築き、尼子晴久を通じて待給ふ、晴久は雲石作伯備後の國の勢、一万五千餘騎を率して、石州へ打出んとしけるが、纔に大雪降りて、出陣の事はやみにけり。又雲州軍話、山吹道禁く羅り、山中鹿介は石州へ働入り、黒岩、戸屋の尾に城を築き、其勢四万餘騎に及て、既に雲州富田城を■む。

出羽　今出羽村と云ふ、出羽谷の名邑なり、川本の南六里、更に一里半にして安藝の國界に至る、三日市を驛舎とし、鐵鑛を名産とす、中にも鋼鐵を善良とす。

（三日市）

出羽は江州園城寺文書、足利■■の證判「文和元年、出羽、下出羽郷、地頭職」を彼寺へ寄進せらるゝ由見えた

（田所）

り、上出羽とは今の田所村にあたる歟、○石州劔工は直綱を推す、二代直綱の作に「石州出羽住」又「永和二年」と銘するものあり、直綱の孫貞綱も應永中の人にて、出羽の銘字あり、其徒弟の中に長濱住人某と刻する者亦多し、長濱は那賀郡の地名とす。

安西軍策、永祿元年二月初旬、吉川治部少輔元春、藝州口の山を打出、其勢一千餘騎、石見の出羽へ發向す、雲州勢八千餘騎は、本莊の館より二手に分れ、同廿七日寄來る、藝州勢之を推崩し、敵彌敗軍して、吾郷か居城へ引歸、其後合戰は止にけり。

岩屋 今出羽村の大字とす、万葉集略解に、生石村主眞人の歌

大汝少彦名のいましけむ志都の石室は幾代經ぬらむ

に註し、石州邑智郡の山中に、岩屋村と云ありて、其山をしづの岩屋と云ひ、甚大なる窟あり、高三十五六間許、内甚廣し、里人の言傳に、大汝少彦名の神の隠れたまへる所と云ひ、志都權現と申也、是は正しく其里人の語る所なれば、万葉の歌を以て附會するに非ず、最深き山奥にて、よそ人の知らぬ地也、然れば志都石室は是にて、もしくは生石村主石見國の司などにて、彼國にてよめるにや云々。

神稻郷 和名抄、邑知郡神稻郷、訓久末之呂、○今詳ならず、神稻は久末之稲なるを、此に之呂と注するは、神稻の田の義歟、田を古言之呂とも呼へり、八重葎に神稻は岩屋郷にあたると云ふ、然らば出羽谷の郷名にや。

邑美郷 和名抄、邑知郡邑美郷、訓於布美 ○今詳ならず、高山寺本には於保美に作る、八重葎、邑美郷は今の矢上郷と曰ふ、矢上は出羽の西北、佐波郷の西南とす。

矢上川 矢上村の山中に發し、東北流、中野村に至り、井原川を併せ、川本村の西に於て、江川に入る長凡五里。

矢上村に雲母鐵礦を出たす、又鑛泉あり。

中野 今中野村と云ふ、矢上中村の義なるへし、川本驛の南三里とす。安西軍策、福屋氏亡滅の條に曰く、永祿三年十二月上旬、元就朝臣父子三人、中の村の城を攻落す、城主山城守搦手より切拔、矢上の城へ落行、矢上筑前守と一手になる、其後矢上の城を可切崩とて、陣を寄せ給へは、筑前守俱共に城を明退してけり。

（八色石山）（魚切）（斷魚渓）

不可志山 今志山と云ひ、中野の東、井原村に在り、北は八色石山（布施村に屬す）に連り、山中に怪岩と石多し、其八色石最奇れ、太古神靈の造巧に成ると傳ふ、志山の西麓、矢上川の渓頭に魚切の瀧あり。

なべてそのふかしの山に入ぬれば歸らん路も知られざりけり、（懐中抄）

魚切は斷魚渓の號あり、此渦瀬々たる中岸、左右に峙ち、渓中數町の間は、全く岩盤を以て敷き實められ、巨大の割裂斷層、所々に現出す、南方より馳せ下る水流、此に至れば瀑布となり、奔湍となり、深淵と爲り、奇狀百態、推して石州第一の勝境と論定せらる。

題斷魚渓圖　平野五岳

石州多佳石、怪石饒奇勢、地溜圓無窮、奥有谷似盤、瀑聲魚路斷、南連仁壇寺、稀嶂摩天北、名區欲詩雞、

（赤）

川本 江川の南岸なる村驛にして、今本郡の郡治とす、大森の南四里、濵田の東十五里。

川本は往時赤村、赤山と稱したるごとし、八重葎に、川本村赤山の城は、小笠原四郎長親の孫長胤の築く所と云ひ、赤の城の事は諸書に散見す、南山巡狩録所收の貞和四年五月益田氏の軍忠狀に「石州赤松山之合戰」とあるは、赤と松山二所をつらねたるなり。

雲温泉歸路度江　頼　杏坪

蘆葭四十八川流、合作一江過石州、兩岸盤ち千疊翠、斷腸未必待猿愁、

（小田）

櫻井郷 和名抄、邑知郡櫻井郷、訓佐久良井。○今詳ならず、八重葎之を以て小田郷に引きあてたり、小田郷は即市木川の谷にして、矢上谷の西に隣り、山中廣遠なり。（後宇多院御領目錄に櫻井庄を收む）

市木川 市木村丸瀬山に發し、西北流、都川村に至り北流、和田村を經て東に轉し、市山村に至り北に折れ、川戸村に於て江川に入る、山中に市木、都川、和田、木田（都川以下三村は今那賀郡の所管とす）日貫、長谷、市山、日和、川戸の九村あり、長凡七里。

（丸瀬山）

市木 即市木川の源にして、藝州大朝新庄に通する山路あり、山脊を以て國堺を分つ、濵田の東凡十里。（市木の丸瀬山、南方の水は、即江川の遠源とす、此山一名朝佐）日貫は市木の北に在り、延喜式、邑知郡大原神社此に在り、（神社考證）都川、和田の二村は日貫の西にして、那賀郡今市驛に隣る。

市山 市木谷の大村なり、川本の西凡五里、市山の北なる川戸村に大字小田あり、此谷を小田郷とも曰へるは、之に由れり、川戸の西は那賀郡の諸村里とす。

西坂　頼　山陽

行電渓雲脚下生、奇嵓尖木一橋橫、登登峽路天將黑、聞斷渓聲搗紙聲、

那賀郡

那賀郡 邇摩邑智の西南、美濃郡の東北にして、一州の中央とす、山を背にし海に向ひ、諸溪流並

行して皆横谷を成す、今面積凡三十六方里、人口十万、一町三十六村に分つ、(其實今一町四十四村を管治す邇摩邑智美濃の所管と互に出入あり)

那賀郡は、類聚國史「仁和元年、那賀郡大領久米岑雄」なと見ゆ、蓋中の義とす、國府の所在にして、石見郷の名さへ遺れは、舊時石見郡なりしごとし。

江川

(郷川)

一名石見川、山陰道の巨流にして、尤屈曲多し、其源は安藝に在りて、吉田川(又、新庄川)と云ふ、東流して備後の州界を流れ、三次郡に至り、三次、西城、恵田の三水を容れ漸く大なり、是より西に屈し、又北に向ひ、本州邑智郡に入り出羽川を併せ、九里にして粕淵に至る、是より又西南に折れ三里、川本郷に至り、稍正西に向ひ、矢上市木の二溪を併せ、少北に傾き、渡津江津の間に於て海洋に入る、此間八里、其水源九瀬山を去る凡四十二里、出羽以下は舟楫を通す。

江川或は郷又切字を用ゆ、一説傳エノカハと呼ひ、其海門の渡津に江東、江西の二驛を置かれしより、江字を音讀してゴウと呼ひならはし、以て古稱を失へりと、藝藩通志に此水江津に於て海に入る、故に江川と云ふと述ふ、不審、安藝國可愛川を參考すへし。

都於郷

和名抄、那賀郡都於郷、○今江津村及び川平村なるへし、江川の末にして、北方は海に至る。郡郷考云、都於はツノヘとか、ツヘとか訓たる名ならんか、河内國志紀郡に田井の次に井於(井乃倍)とあるかことく、こゝも都農ありて、また都於とあれは、決くツノヘと訓へきことなり、神名式、那賀郡津門神社とあるも、ツノヘと訓へし、讃岐國三木郡井門(井乃倍)とあり、伊豫國浮穴郡にも井門を當訓にヰへとつけたり、また於を倍と訓たるは、姓氏錄、左京皇別山於眞人とあり、神名式、大和國添上郡於神社の於は宇倍の意也、ろのウを略きへと訓たる也、萬葉集にも見えたり。

江津

(江西)(郷田)

江川の河口、西岸の村驛なり、山陰道の大路に當り、延喜式江西驛是此とす、此河口は江水頗大なりと雖、海洋の風波常に激衝して止まず、故を以て出入の船舶稀少なり、(此村を郷田とも曰ふ)然れとも、古より本州の一港とす。○海東諸國記云、戊子年、遣使來朝、書稱石見州北江津、太守平朝臣吉久、(これは朝鮮へ通の一徴とすへし)

万葉集に人麿の詠「大舟の、渡の山の、紅葉の、散りのまがひに、妹が袖」云々と見ゆ、渡の山とは此江川の渡の邊の山を指す、江津の島星山などにあらずや。

都農郷

(角浦)

和名抄、那賀郡都農郷、訓都乃。○今都野津村、二宮村、川波村、及び有福村、跡市村等とす、江津の南に連る。

万葉に柿本人麻呂のよめる角の里、角の浦は此地とす、高角と云ふも同しくして亦此なるへしと信せらるれど、近世美濃郡の海濱に、其故跡を標榜し、世に喧傳すれは、今必しも異を立てず、後の識者に竢つと云ふのみ。

人麻呂相聞歌

夏草の思ひしなえて歎くらむ角の里見む靡け此山、

人麻呂、從石見國別妻、上來時歌、

石見の海、角の浦廻を、浦なしと、人こそ見らめ、潟なしと人こそ見らめ云々、

角浦は沙濱にして、彎曲なし「浦なし、潟なし」とあるに合ふ、人麻呂は石見の國廳に奉仕したることあり、當時其府より上京の路に、家里を顧望して此歌す、都農は直に府の隣郷なれは人麻呂も此に寓止したりけん、而て同篇の反歌に

(高角山)

石見のや高角山の木のまより我振袖を妹見つらむか、

ともあれは、高角山と云ふも角浦の高き峰を指したるのみ、美濃郡に此故蹟を説くは、其後世の附會に出つ。

延喜式、那賀郡大麻山神社は、三代實錄、貞觀十三年授位の神也、今都野津村の大麻山に在り(今[illegible]と稱す)

多鳩神社

(二宮)

今二宮と稱す、從ひて神主村、神村を合併して、二宮と改めたり、都野津の東南とす、

此社は延喜式に列し、神主の多鳩山に在り、同式夜須神社は神村の夜須田山に在り、多鳩の末社と傳ふ、([illegible]料)神村は古へ神村とも云へしならん、[illegible]相通用せり、今カムラとよぶは、カムムラの急呼とす。

鴨山

(神村)

神村の山を指しゝならん、万葉集卷二に見え、柿本人麻呂の終焉の地も、都農郷中なりしを證すへし、從ひて高角山、打歌山、石川等皆此地にありしを知る。(美濃郡高津參考)

柿本人麻呂、在石見國臨死時、自傷作歌

鴨山の磐根しまける吾をかも知らにと妹が待つつあらむ、

有福

有福は、二宮の南、跡市川の谷に在り、此村に温泉の源泉あり、湯百十四度、浴客舍へ集まりて、遠近の人常に集まれり、海岸を去る一里、濱田を去る三里。○有福の東本明山は、福屋氏の城址とす。

跡市

(福屋)

今跡市村と云ふ、有福の東なる山村とす、溪流長く四里、有福村を貫き、川波村に至り海に入る、跡市は阿刀郷の市町の義なり。

八重葎云、阿刀郷は都農郷よりわかれたり、古名福屋と云ひ、福屋氏あり、按に福屋氏は益田兼[illegible]の家にして、鎌倉武家以降の大名なり、本明城に居り、一方の豪强たり、天文の比、福屋隆兼、邑知郡を兼併す、永祿に至り、毛利氏に攻滅せらる、安西軍策云、永祿四年、石見の福屋は、[illegible]たる松山の城をは被攻落、矢上の城は開退ぬ、今は家城[illegible]音明の一城に籠しか、元就朝臣已に音明の城へ打入給ふと聞えしかは、夜中に城を忍出、濱田の細越と云山へ取上り、頓に取[illegible]、何

(本明) 地へか遷去りぬ。(音明を後世本明と云ふ、今跡市の大字にのこれり、音明、本明いづれか正にして、いづれか訛なる)

大内氏實錄云、貞治三年、弘世石見守護職に補し、五年秋七月、石見に進發し、十三日青龍寺城を攻む、先是三年九月、國人益田越中守兼見に奉書由を誅せしかば、其月廿六日三隅城のむかひ能見嶽に陣し、十月五日に大寺の要害を構へてこれに在陣せり、こゝに至て弘世出軍せしかば、兼見十六日に有福城を拔き、廿二日福屋か大石城を圍み、廿五日兵を分ちて久佐金木城を攻めて之を取り、廿六日大石城を拔けり、かく石州平定せしかば、安藝に入り諸城を降し、七年に至り山口に歸る。(古文書)

伊甘郷

和名抄、那賀郡伊甘郷、訓伊加無。○今國分村、下府村、上府村、伊南村是なり、石見郷の西南に隣る、延喜式に伊甘驛とありて、國府も此に在り、高山寺本には伊加三と註す。

八雨葎云、伊甘郷は後世下府郷と唱ふ、伊甘山安國寺あり、足利氏の本願とす、伊甘の古城址は、左兵衞佐足利直冬の居れる所にして、又當大蓮寺の蹟とて、晶を祭れるあり、其寺の奥院と呼ふ所に岩窟あり、神の石室と傳ふ。

國分

(國分寺) 今村名に遺れり、國分寺亦わつかに遺る、延喜式に「石見國々分寺料二万束、文殊會料一千束」などあるは此とす、又延喜式、邇摩郡國分寺霹靂神社は今其寺中に存す、(神祇志料)按に國分寺は僧尼の兩寺あり、其一は邇摩郡の仁万村に在りしを、彼寺廢絶し、霹靂神をば此に移しゝにや。

伊甘神社は式内にして、又三代實錄、授位の神也。神祇志料云、此社、今猪甘郷、下國分村に在り、姓氏錄、天足彥國押人命の裔猪甘首の祭れる者ならん、又久代村(今國分に併す)の稲葉山に櫛色天[illegible]神社あり、姓氏

(久代)

錄、櫛代造は猪甘首津門首と同祖の後にして、津門神社は波子村(川波今村と改む)に在り、此に天[illegible]と云ふは、天國押人命の子、[illegible]命を指すごとし。(久代の濱浦を唐金と云ふ)

(唐金) 槃游餘錄云、國分寺へまうで、唐金の浦へ出つ、古へは國分千軒唐金千軒とて、賑し湊なりといへど、今は衰へ、國分はわら屋二つ三つ見えわたり、唐金は海邊の家のみ百あまりも有りぬべし、此洞より舟に乗りて出るに、犬島猫島と云ふ島の間を過ぎ、岩屋の中へ漕入る、相撲の江島の洞に似て、奥へ三十間計行けば、岩ほに佛の形したるあや自然にあり、此穴は金堀などせし跡にはあらず、やや漕ぎ行きて、琴高の磯へ下りて見るに、そびえし岸に添ひて、長六七町、海の表三四町又二町許、著出たる岩のたゞ一枚に、たゝみ出しける如く、いと平かに、ゆはひかなり。

(琴高磯) 石見がたことたかの磯による波のくだけて歸るものと知らずや、(堀百) 佐嗣

下府

今下府村と云ふ、國分の西南に接する海村にして、今市川此に於て海に入る、長五里、此村卽古國府の址にして、俗に下之濱と呼ふ、濱田の北一里、其シモガウの名義は下國府なるべし一說國府の下郷なるへしと云へど、佐渡國府に郷之川あり越後國府に郷津ありコフをばガウと訛る例あるごとし。

府中神社

今下府村字御所に在り、蓋古府の鎭守とす、三代實錄、貞觀十三年、石見國府中神授位。○神祇志料云、今伊甘神社の邊に、惣社の名のこれるは、卽府中神の舊地とす、又伊甘神社に古き神像六十餘躯を納置するは、惣社の神躰にして、國内の諸神を祭れるを、後衰へて伊甘神社へ併せ置くこととなれるなるへし。○再考、府中神と惣社は自ら異なるべし。石見國府は和名抄「國府、在那賀郡、行程二十九日、下十五日」延喜式「石見中遠國、管六郡」など見ゆ、齊明紀「三年、石見國言白狐見」と載するも、國府の上申を錄せるならん、

上府村、伊南村は下府の東にして、今市川の谷に在り、此川を下府川とも呼ふ。

今市

(下府川) 下府川の源に、今市美又の二村あり、濱田より邑智郡市木驛に通する山道之を經由す、今市驛は濱田を去る東方五里、美又村の今福は今市の西一里を隔つ。

久佐郷

和名抄、那賀郡久佐郷。○今久佐村存す、今市の南とす、古の久佐郷は、今市、美又(下府川の源)久佐、來原(濱田川の源)波佐(周布川の源)等の山谷を總稱したるならん。

來原は久佐の西にして、今七條村と合せ、雲城と改む、

(波佐) 波佐は久佐の南二里にして、井東郷に隣る、藝州山縣郡と山脊を分ち、海濱の端なり、雲月山吉舗の上に特起す。(濱田より廣島に赴く者、波佐、加計市を經由するを捷徑とす。

石見郷

和名抄、那賀郡石見郷。○今濱田町、石見村、長濱村卽是なり、伊甘郷の西南、久佐郷の西とす、海洋に臨み、或は小石見郷と曰ふ、蓋岩海の義にして、其海岸に岩礁多きに因り、此名あり、國名又之より出つ。

(小石見)(淺井) 小石見郷は建武三年十一月、本國寺造營の文書、并に文和元年十月周境寺へ寄附の文書に見ゆ、(那賀郡考南山巡狩錄) 近代は專ら淺井郷と稱せり、(八雨葎)今郷の中央の市街を濱田と呼び、其村郷を石見と云ひ、淺井、黑川、原井等の大字は石見に屬す。

石神神社

延喜式、石見天豐足柄姫神社にあたる、今淺井に存す、三代實錄「貞觀十六年、石見國上言、石神二、自出雲國來、並授從五位下」とあるは此歟、大麻山にも石神を祭る、又延喜式、大祭天石門彥神社は、黑川に在り、後世三宮と稱す、是も石神にやあらん。

出雲王記云、[illegible]年、石見國小石見三宮[illegible]、[illegible]許之由、吉田三位許へ申遣す、[illegible]濱田[illegible]云、石神は近世吉田[illegible]時、[illegible]、其[illegible]内に[illegible]に見えたり、式内石見天[illegible]神社[illegible]也、是は[illegible]に[illegible]き、大麻山、三宮と同時に祭られ給ふ、今俗岩上と云ひ、文[illegible]元年、[illegible]、[illegible]石住す

八雲集云、石見國の[illegible]に三[illegible]原と云ふ、黒川なり。

かかたたみ[illegible]の河原の[illegible]うちにかくしもおもと鳴蛙かも、（高峯）

（川[illegible]）

濱田（ハマダ）　今濱田町と云ふ、戸數三千餘人口一万、濱[illegible]を[illegible]し[illegible]に帶び、地[illegible]少なれども、江山の風致多し、舊城下にして、明治維新の初め縣廳を置き、本州の治所たりき、後廢して郡治と爲る、松江市を去る二十六里。

濱田城址　濱田の北、松原（マツバラ）浦に在り、亀山（カメヤマ）と稱する丘陵に依れり　八雲[illegible]云、[illegible]井[illegible]山城は元和五年吉田大[illegible]治之を築く、封六万石、三十年にして家亡ふ、[illegible]和[illegible]の[illegible]家より預り城番を置かる。○按に、濱田城は毛利家滅亡の後、古田重治[illegible]州松坂より入部し、二代重恒、慶安元年[illegible]嗣なし[illegible]封、翌年松平周防守康映入部、五代康福に至る、寶暦九年本多中務大輔忠[illegible]入部、明和六年に至る、康福一万石を加増せられ再び本城を賜ひ、天保七年康任の時、奥州棚倉へ移る、松平右近將監武厚更に本城六万石を賜ふ、武厚五代[illegible]武聰に至り、慶應二年夏、長人の逐ふ所と爲り、之を去る、城遂に廢す。

維新史料云、慶應二年六月、幕府兵を發して毛利氏を伐つ、山陰道の諸藩兵は之を濱田に會し進軍す、時に濱田城主松平武聰病に罹る、政事を親る能はず、己にして東軍敗れ、七月十七日、藩兵濱田を去る、孤城[illegible]、士民[illegible]動す、而も公の病太重し、其侍臣生田精に[illegible]し、若[illegible]治むに足らず、[illegible]ならば予か首を斬れ、[illegible]、今日の事汝か[illegible]分に任せんと、[illegible]孤城[illegible]すべからざるを知り、[illegible]の計を爲す、十八日[illegible]に告け、[illegible]を[illegible]かにし、[illegible]を設けて公を舟に移し去る、舟津中に[illegible]て、天明[illegible]、[illegible]を[illegible]け[illegible]を[illegible]て曰、汝未た予を殺さゝるか、汝[illegible]息の[illegible]に[illegible]れて予に大事を遺すこと勿れと、時に[illegible]西より來る、[illegible]從臣に[illegible]て曰く、[illegible]事急なれば[illegible]公を負ひ海中に投せん、諸君各[illegible]舟に入り、後の敵を[illegible]り、力竭て[illegible]投せよ、[illegible]能く[illegible]ふるものなし、[illegible]相近く、北[illegible]を望めば[illegible]舟に非ず、松江侯の舟なり、乃[illegible]を告け[illegible]を乞ふて[illegible]船に移る、行く[illegible]數里、回望すれば一道の黑煙天を衝く、[illegible]濱田城守を失ひ、兵[illegible]市街に及ふなり。

元[illegible]記云、元[illegible]は銀山山吹の城に、平賀山城守高[illegible]源四郎兩人を[illegible]給ふ、如此方々御手遣の内に、[illegible]しければ、元春先[illegible]にて[illegible]屋へ押寄給へば、[illegible]屋不[illegible]して城を[illegible]、濱田まて退行、[illegible]二人船にて雲州へ落行ぬ、殘る兵千三百餘、[illegible]宮の[illegible]寺に[illegible]り居りけるを、悉打果し給ふ。

石見國小石見といふ所に在陣し侍りし頃、大庭加賀守[illegible]たりしかは、[illegible]をへたて侍りしにことわりとも[illegible]しく[illegible]ければ、[illegible]月の二日彼の許へつかはしける、（元[illegible]）

石見[illegible]よりなるゝ友とてや心の　かきり打とけにける、

濱田兵營（ハマダ）　今廣島[illegible]團の歩兵[illegible]を此に配置す、營所は郊外黒川に存り、廣島を去る（濱筋、加計（カケイチ）市の山路）二十里。

濱田港（ハマダ）　濱田に南北の二港あり、其北なる松原浦は外（ト）浦とも呼ひ、濱田川の河口にして、[illegible]内最狹し、南を濱田浦とす、即本港とす、瀬戸（セトガシマ）島（周二十二町）馬（ウマシマ）島（周十七町）[illegible]島（周十二町）[illegible]して北方を[illegible]ふ　○濱田の[illegible]は、[illegible]より[illegible]に引きたる一線と、馬島の北端なる[illegible]より[illegible]へ引きたる一線以内と定めらる

日本水路志云、濱田港は高山[illegible]の東北約[illegible]、島[illegible]其北を[illegible]す、港門は其[illegible]約一[illegible]、西方に[illegible]す、而して濱田町は北東隅にあり、長濱（ナガハマ）村は南隅にあり、此[illegible]は[illegible]く[illegible]へし、[illegible]は[illegible]に[illegible]することを[illegible]へし、然れとも濱田[illegible]濱田の[illegible]は、[illegible]するを以て、一[illegible]乃至三[illegible]以内に近[illegible]可らず、和[illegible]は瀬戸島と濱田町との間に[illegible]泊す、[illegible]北[illegible]の外の[illegible]は和船に最[illegible]の[illegible]なるを以て、入港[illegible]も多し、外[illegible]は濱田の北部にあり、南東に[illegible]入し、又折れて北に入る、而して濱田川に由て濱田[illegible]に小舟を通すへし、[illegible]の内部は水[illegible]一[illegible]乃至二[illegible]半、[illegible]にして小船の好[illegible]地とす、和船常に[illegible]す。○[illegible]、日本國[illegible]に「石見[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]有奴子」一[illegible]ありて、[illegible]濱々田[illegible]明了とす、[illegible]は一に[illegible]に作る、有奴子は[illegible]（ウノツ）津を云ふ。

[illegible]云、明治[illegible]年[illegible]二月六日[illegible]、中國の地大に[illegible]ふ、石見は[illegible]く、[illegible]長[illegible]は[illegible]し、又石見の中に[illegible]、[illegible]は之に次き、[illegible]は[illegible]く[illegible]し、又[illegible]一村の中にも[illegible]、[illegible]内の田畑荒所[illegible]千三百九十七町、潰家四千五百、半潰[illegible]八千、死人四百九十八人、怪我人七百、死牛馬百と云ふ、其被害は濱田の市街附近に於て最大なり、之に因て土地の[illegible]起せる[illegible]落せる[illegible]あり、即ち市街の北、濱田川の[illegible]口は、地震以降、五六拾石積の船舶を容易に容る[illegible]、稍[illegible]くなりたりと云ひ、又一里程西に當りて、長濱村の海岸は、四尺余も陷落し、海水[illegible]地に進み來りて、[illegible]水面に[illegible]出したりし[illegible]、今は[illegible]さな

（濱[illegible]）

れりと云ひ、濱田村の内字青江は、地層滿まり、又東北一里にして下國府村に、褐炭を介める第三紀地層中の砂岩層は、一面に露出して、遠く海面に浮び出て、今は千疊敷となく呼べる一奇觀をはなれりと云ふ。

周布（スフ）郷　(周布川)

和名抄、那賀郡周布郷、訓注不。（今周布村、大内村、三階村、[illegible]山（イカヤマ）村、大[illegible]村、井野村等是なり、石見郷の南とす、周布（スフ）川は波佐（ハザ）村に發し、西流八里、周布村に於て海に入る。

周布は、濱田の西南二里、長濱村と相接す、往時土豪あり、周布を家號とし、累世此に居る、益田の族類とす、海東諸國記に、我文安四年、石見國周布郡守和兼、自ら朝鮮に至り、歲船一隻を送ることを約すと云ひ、當時交通の事を推すに足る、又周布郷天上岡八幡社の棟札を錄す、

奉建立天上岡八幡宮社、十一面觀世音也、子孫繁門榮昌、武運長久、周布郷三千氏子等、富貴延命、息災、文明元年八月十五日、周布左近將監藤原兼定、家臣三浦内膳正平義乘判、

海東諸國記云「丁卯年、周布兼貞之子和兼、遣來受圖書、書稱石見州因幡守藤原周布和兼、約歲遣一船」と、周布氏の朝鮮に貿易を營みしを見るへし、又「庚寅（十六歲文明二）追使來朝、書稱石見州櫻井津、土屋修理大夫平朝臣賢宗」とある、櫻井津は今詳ならず。

三階（ミハシ）山

周布の東嶺なり、歌名所なりとて著る、今細谷長見二村を併せ三階と呼ふ、

渡るともつくへくもなし君が世の御はしの山の動きなければ、（夫木）

大麻山（タイマサン）

周布の南方一里、周布川の左岸、海濱に接して峙つ、山中に石神あり、即延喜式大麻山神社也、兩部にては本地藏王權現と稱したりき、又邊に寺と名つくる古刹あり、當陽はオホアサなるへし、今は或は當陰に作り、山麓の村名をも大麻（タイマ）と呼ふ、但し石神は井野村下谷に屬すと云ふ。

續國史略云、慶應二年七月、東軍自石見入者、刻日攻擊、而長將井上聞多大村益次郎等、率兵千二百、先侵濱田、濱田松江兵、陣[illegible]山[illegible]之、長人市山[illegible]、繞其後、松江兵上遁、[illegible]破之、長人進[illegible]上富[illegible]、周布以[illegible]濱田、濱田不能支、[illegible]、長人取當國、東軍不利、退入濱田城、城將三枝刑部[illegible]死之。

大糞（オホクソ）山　(井野)

地學雜誌云、井野（ヰノ）村は[illegible]の畷に砂礫を採る、アコメと稱す、此砂礫地は該村の北部に偏し、東南西の三面は、花崗岩石英斑岩、僅に石英粗面岩より成れる地質にして、[illegible]の發見たる外、大根[illegible]草を[illegible]荒蕪の山地たるに過ぎず、然るに該村の中央に[illegible]を[illegible]せたるごとき荒山あり、野山大[illegible]と稱ふ、又俗に大人（オホヒト）の屎とも大屎山とも呼べり、此山は四面の山々とは事變り、全山鉄錆いらざる所なし、此地は玄武岩にして、曾て四周の花崗岩中に生じたる地、裂罅（ヤガメ）より迸出し、大氣中にありて分解風化したるなるべし、其先きに解体せるものは粘土となり、後に分離せるものは砂礫となりて、土壤の性質稀疎の率よろしきを得し歟、古來肥料を施したる事なくて收穫を食ると稱す、故に大屎山とは呼做せり、土人云ふ是は太古の世大人の漁山（イサリ）と大麻（タイマ）山とを蹈跨かりて、涙便せる事なれば、曾て肥料を用ゐしことなきも、地自ら肥えたりと。

(漁山)

杵束（キツカ）郷　(木都賀)

和名抄、那賀郡杵束郷、訓木都賀。（今杵束村、長安（ナガヤス）村、[illegible]村、二川村等是なり、（二川（フタガハ）は或は本郷の所管とす）周布郷の南三隅郷の東にして、全く山間に在り、

杵束村は又木部賀に作る、三隅川の上游にして、彌畝（イヤウネ）山の山谷とす、岡崎の東凡四里、木部賀の東を杵束村とす、波佐村と相隣る、山脊を以て藝州山縣郡と相分つ。

(長安)

元就記云、福屋一味の長安（ナガヤス）と云者、城を明け益田を頼み逃行、益田是を抱けるが、元就より長安を打て可出の由仰遣されければ、則打て頸を元就へ持參す、夫より益田を一しほ心安思召る。（八重葎云、木束郷長安に古城跡あり）○吉川記云、天文廿二年六月廿日、石州長安城主長安入道福方に爲る、之を退治せしめんとて、元春大將として二千餘人を遣さる、入道即降參、七月二日元春大塚の光明寺へ陣を移され、大田邊の一揆小坂宮内を退散せしめらる。

彌畝（イヤウネ）山

杵束郷の東南なる大嶽なり、美濃山縣及び本郡に跨り、山勢甚廣大なり、土人の諺に此山は石州第一の鎭めにして、一國の中央にあたると。

三隅（ミスミ）川

彌畝山の北麓、西麓の水を併す、其一源長安村に發し西流、諸溪を容れ漸く西北に轉し、西湊古市場二村の間に於て海に入る、岡崎湊は其右岸に在り。

三隅（ミスミ）郷

和名抄、那賀郡三隅郷、訓美須三。（今岡崎村、岡見村、西湊村、黒谷村等是なり、周布（スフ）の西南に連り、美濃郡界に接す、或は三角に作る。

三角（ミスミ）城址

今、岡崎村の東、黒谷の西なる高城山是なり、三角入道三鴨本（ミカモト）兼冬の築く所とぞ、（八重葎）地志提要云、石見、建仁二年藤原國兼守護に補し、子孫邑を州内に食む、是を益田（マスダ）、三隅、福屋三氏の祖となす、正平の初、三隅兼冬遂に足利直冬に應して、高師直を討つ、師直其弟師泰をして來り攻め、克たずして去る、後直冬來奔して三隅に依る、十九年、足利義詮大内弘世を守護とし、子孫世職を襲く、應永中、義弘誅死す、將軍義滿其守護を褫ふ、應仁の亂起るに及て、吉見（鹿足郡三本松）福屋（那賀郡木田城）三隅（同郡三隅城）益田（美濃郡益田城）諸氏各一方に據る、大永の初、大内義興尼子經久と本州を爭ひ、義興遂に吉見三隅等を降し、殆んと全州を併す、天文十二年、義興の子義隆尼子詮久を出雲に伐ち敗れ還

ふ、尚久等に乘じて入侵し、江川以東へ兵を出す、陶隆房大内義隆を弑するに及び、吉見正頼毛利元就に附し、陶晴賢を討て之を滅し、近世遂に元就に屬す、時に益田藤兼兄に三隅興兼を滅し、福屋隆兼と各自立を圖る云々。太平記六、暦應元年、高師泰石見へ打入りぬ、國中に三十二箇所ありける城ども、皆聞落して、今は只三角入道が籠りたる三隅一ぞ殘りける、此城山險しく用心深ければ、縦令力責に攻むる事こそ叶はずとも、扶の兵も近國になし。（太平記、青木深宗信の當方をよみあけし條にも、三角氏見ゆ、足利時代諸家紋帳にも三隅あり。）安西軍策云、大永六年三月中旬、大内義興石州へ打越、尼子方の國六箇所攻落、三隅入道の城へ押寄、從七月十二月まで攻られける、石州尼子方の者共、三隅落城せば國中大内に可隨と注進す、經久大に驚大軍を催出けるに、同月五日三隅防とかねて降參す、大内は頓て濱田へ陣易し尼子勢を待かけたり、角て尼子も此由を聞、急濱田に打出、五十餘日を經ける間に、伯州へ山名但馬守出張の聞來ありければ、尼子是は由々敷大事なりとて、大内へ使を立、濱田を開陣せられ候故、石州半國は大内に屬したり。又云、益田右中守藤兼は大内義長存生の間は、曾て不引無りければ、元就と益田退治の為に石州へ打越給ふ、藤兼此由を聞、三隅の高城は此要害にして、究竟の要害なりとて、彼地へ引籠る處に、元就朝臣一萬餘騎にて出張し、三隅の城に押寄給ふ、然所に元春隆景元就朝臣へ告給ふは、益田は強勇全備の侍にて候、一命を助本領安堵せしめは、石州の吉見か押へに宜かるへしと、此旨を云遣らるゝ、益田不斜悦ひ、降人に出、御味方に參。

岡崎（ヲカザキ）　今岡崎村と云ふ、即三隅驛也、濱田を去る五里、村の西に西村あり、河口に臨む。

三隅河口の沿岸に、岩礁散在す、又海中西北五海里許に高島あり、方十町、住民數戸ありと云ふ。

龍雲寺（リウウン）　岡崎の東一里、芦谷（アシダニ）村に在り、曹洞宗、信無端開基、永徳二年、三隅能登守信兼の建立にして、高城山の下とす。

美濃郡

美濃（ミノ）**郡**　那賀郡の西南にして、鹿足郡と相抱きて一山谷を成し、高津川の水域とす、北は海、西は長門、南は周防、東南は安藝に至る、而て其東北一半を美濃の郡域とす。面積凡三十方里、人口四万七千、一町十九村に分つ。（外に二川（フタカハ）の一村は那賀郡三隅川の源に在れど、今本郡の所管とす）

續紀「神護景雲二年、石見國美濃郡、額田部蘇提賣、寡居年久、節義著聞、兼復備而能散、所資者衆」と見ゆるは、鹿足分郡以前の事とす、承和十年、本郡より鹿足を割く、三代實録、貞觀六年、新羅國人三十餘人、漂着石見國美乃郡海岸、死者十餘人、生者二十四人、詔國司、給粮放却。

山田（ヤマダ）**郷**　和名抄、美濃郡山田郷、訓也末多。○今詳ならず、八重葎には今の鎌手（カマテ）村の邊歟と云ふ、然れとも益田の東北なる鎌手、種村の邊も郷名を缺く、不審。

益田（マスダ）**郷**　和名抄、美濃郡益田郷、訓末須太。○今益田町、及び安田村、北仙道村、東仙道村、豐川村、吉田村等なるへし、郷の東北にして、那賀郡に近し、益田は砂田（マサゴダ）の義とす。

益田氏は三隅福屋の一族にして、石州の名家なり、（三隅を參考すへし）應永七年、益田越中守兼顯、大内滿世を援けたる事、大内氏實錄に見え、又治三年、益田全鼎入道藤兼、毛利へ來附の事、陰德記等に見ゆ、其裔孫毛利家の年寄と爲り、連綿として名家を保つ（海東諸國記に「丁亥年、遣使來朝、書稱石見州益田太守藤原朝臣久近」とあるは、此家の事たるへしと雖、系譜に見えず）○大内氏實錄云、益田藤兼、右旦を藤原國兼と云ふ、永久年中石見國一宮に下向し、御神本と稱す、曾孫兼恒始めて美濃郡益田に移り、御神本を改めて益田氏となる、（系譜）兼恒七世孫越中守兼見より大内氏に屬す、曾孫左近將監兼堯、盛見に從ひ筑前に從軍し、永享三年六月、志摩郡深江に戰死す、（系圖、古文書）子兼貞つぐ、其女陶弘護の妻となる（系圖、系譜、陶弘護肖像賛）兼堯の孫宗兼、陶氏を妻とし、越中守尹兼を生む、尹兼藤兼を生む。（系譜）

益田（マスダ）　今益田町と云ひ、驛市を成す、戸數八百、本郡の治所とす、濱田を去る十里、益田川は都茂の山中に發し、驛の西北吉田村の中須（ナカス）清に於て海に入る。

萬福寺（マンプク）　益田町に在り、時宗、信阿音開基、文中三年、益田越中守兼見の創建とす。臨濟宗の醫光寺、曹洞宗の妙義寺以上三寺、共に近時まで三十石の寺地を附せられたり。又大喜庵、是は益田宗兼の終焉の故跡とす、近世妙義寺に屬し、又相宗寺に兼併せらるれど、宗兼の墓石尚存す、山口縣南の雪舟傳云、

寛正六年、託海西而遊明國、留四明天童寺禪班第一座、蒙明憲宗成化元年、留五年、至文明元年、始歸國矣、歸居周州山口、築室天花山下、號雲谷庵、後去山口、居石州益田乙吉村、大喜庵、文龜二年壬戌遷化、壽八十三歳、墓在大喜庵、

乙吉（オトヨシ）は今吉田村の大字なり。

（吉乙）

染羽式、染羽（ソメハ）天石勝命神社、今益田町の瀧藏山に在り、祭神不詳、染羽石と名つくる石あり。（神祇志料）

鵜野鼻（遠田） 益田町の北一里、安田村大字遠田の海岸なる岬角なり、此邊に古塚散在す、八重葎にも津田遠田の邊塚穴十六七存し、昔五十餘りありしと曰へり。○人類學會報告云、遠田の鵜の鼻と云所に、六七箇の塚穴あり、地勢東南に山を負ひ、西北海に接し、一面に小丘起伏して、數林相連れり、其間所々に塚あり、其の中に六箇の塚穴、其間凡五間を距て南面して一列す、其構造は自然石を疊積すると、他地方に見る所の者と別に異なるなし、穴内并に其邊に祝瓶十數箇の破片散在せり、而して其左方林中に此の如き者を認めたりしにより、行きて之を見れば、果して大なる塚穴なりし、之に因て林中到處を捜して探見せしに、遂に十數個の多きを見出す、其最西端に一小祠の頗る顛破したるあり、人丸神社と記せる小額を揭け、戸扉の中には鵜鼻大明神と書せる札あり、此所を去り南の方一町許の所にて、又々數個の塚穴を見たり。

乙子 益田町の東北にして、今北仙道村と改む、延喜式、佐毗賣山神社此に在り。乙子と益田の間の峰を比禮振山と云ふ、是は人丸の「袖振」につけて、後に附會し、石見潟高津野山に雲晴れてひれふる峰を出る月影、とよませ給へるに因り、更に其名所を設けたる者歟、此歌新後拾遺に載す。

都茂郷 和名抄、美濃郡都茂郷、訓都毛。○今都茂村并に眞砂村等にあたるごとし、益田川及び其南方なる横田川の上游の地とす、其東境は藝州山縣郡に至り、山谷廣遠なり。○三代實錄云、元慶五年、石見國守調使首寸水半言、石見國美濃郡都茂郷丸山、巖石嶮嶮、經行數十里、銅工膳伴案麿眞髪部廣世等言曰、此山出銅、仍採銅石、試以鼓鑄、遂得眞銅。○和名抄都茂郷の次に、帯氣郷と云ふを載す、帯氣其訓讀を知らず、又其地を得ず、高山寺本には帯氣を載せず、尚考ふへし。

波田 今眞砂村と改む、都茂の西に隣る、八重葎に波田は和名抄の山前郷ならんと云ふ、不審。

匹見（道川）（鹿瀬川） 高津川の支源、横田川の上游にして、都茂村の東南とす、此山谷に匹見上村、匹見下村、道川村あり、總へて匹見谷とも云ふ、又廣瀨川と云ふ、其東北隅は彌畝山に至り、東方は藝州、南方は僅に防州宇佐山に接す、西方は鹿足郡とす、面積十數方里に上る、山民耕墾の外に、楮を植ゑ紙を製す、謂ゆる石見半紙是也、此業は明曆中に起り、寛政の時、紙を以て土貢と爲したりと云ふ。

豐田（横田） 又横田村とも云ふ、廣瀨川（匹見の山中に出て此に至り凡十里）と鹿足川の相會ふ所とす、益田の南三里。○神祇志料云、石塔、鳥王、齋宮天王曰社祠、今美濃郡豐田にあり、石塔寺權現と云、今豐田神社とも申す、（濱田縣神社取調帳）陽成天皇元慶二年九月戊申、正六位上石塔鳥王齋宮天王曰社神に、從五位下を授く。

大農郷 和名抄、美濃郡大農郷、訓於保乃。○今詳ならず、後世に横田郷と云ふにあたる歟。

山前郷 和名抄、美濃郡山前郷、訓也未佐木。○今詳ならず、横田の北なる中西高津の二村にあたらずや。

高津川 二源あり、一は本郡匹見谷の道川村彌畝山に發し、西流匹見川（下匹見村）に於て西村川を容れ、横田川に於て鹿足川に會す、即廣瀨川也、一は鹿足郡六日市村の山中に發し、西流六日市に至り、北折して日原に至り、津和野川を容れ西北に向ひ、横田に來會す、横田以下北流三里にして海に入る、其海濱西岸を高津濱と云ふ。

高津濱は、柿本人麿の死所なりと傳說し、因りて石川と云ふも高津川の一名かと曰へり、不審。

柿本人麿、在石見國死時、妻依羅娘子作歌

けふけふと吾待つ君は石水の貝にまじりてありといはずやも、　ただにあはば逢ひもかねてむ石川に雲立ちわたれ見つつしのばむ、（万葉）

高津（石川）（高角） 今高津村と云ふ、高津川の河口にして、益田の西十里、相傳へ舊名高角と呼び、即柿本人麿の終焉の地とす。○按に高角は歌聖の死所にして、万葉集卷二に千載の餘哀をのこせり、古來世に喧傳せらるゝも宜なりとす、然れども其古蹟を美濃郡高津川の濱に定めらるゝは、疑惑多し、那賀郡國府の東北に、都農郷ありて、角里角の浦の彼處なること明らけし、亦神村の名遺りて「鴨山の磐根しまける」の鴨山は神村の山を指すこと亦明晰なり、且角と高角は互に錯出して、一地を角とも高角とも曰へるを知る、抑高津をば高角に引きあてしは、何の世誰の定めし歟、高角を高津と訛れるは、稍遠き語法なり、宗祇玄旨等近古の名匠、皆此高津を以て人麿の遺蹟と爲しゝなれば、今に於て其眞僞を判つは、いと難くてなん。（古刀銘鑑に長祿の比の作に「高津住宮行」の銘を載す）

高津の人麿に、三十六首の歌たてまつり侍し中に、寄道祇を、

末の世になりても昔ありきてふ人をぞ仰ぐ敷島の道、（宗祇法師集）

七日、濱田を出て行くに、たかつといふ所なりと云を、舟より見やりて「石見がたたかつの松の木の間よりうき世の月を見はてぬるかな」と人丸の詠をなせしことを、おもひ出て、

移り行く世々を經ぬれど朽もせぬ名こそたかつの松の言の葉、（玄旨法印九州道記）

按に正殿雜記志に、元弘三年三月、山陰道北國の官軍高津道性を大將として、長門國へ討ちて出て、北條探題を襲ふこと見ゆ、道性は他に未だ見ねど、此地の郷士にて、鹿足郡の吉見氏なども共に、船上山の召募に應して、蜂起したる人なるべし。

柿本神社　高津村に在り、舊人丸寺と云ひ、柿本人麿の廟なりしを、近時改祀して寺を轉す。○八雨雜云、高津人丸寺は、人丸寺とも稱す、明和九年、津和野侯より石碑を建てられたり、釋獨嘯の撰文を刻す、

(前略)人丸寺于高角山、(神龜元年甲子)國人爲立廟廠地、置寺掌祀、其山横出海上、民邑亦頗賑、万壽三年、海隣山崩、寺亦湮没、因更作廟、其地曰松崎、及津和野之爲藩、府恐其海瀕有洪也、命遷之南、一里而遠、仍名高角山、存古也、享保八年、藩公淺之一千歳、詔贈正一位、使侍從卜部兼雍奉幣焉、改人丸寺、爲眞福寺、綾部氏世稱萬傳判既、萬刺傳既謂託也、以公託焉爾、至今四十世不絕、多壽者者、亦立小祠奉之、一柿樹尙在宅、其實熟而未果、名爲兼柿、無核云々、

八雨雜又云、人麻呂の「鴨山の磐根しまける」と讀まれたる鴨山は、高角浦の海上に突き出てたる崎山なりしに、万壽年中、洪浪に打破られて、今はなし、又龜山とも云ひしとぞ。○按に万葉の「石見の海打歌山之木際從」とあるを、假字本には打歌をウツタと釋き、諸書に之をも一名所とは爲したり、高津の南に内田村(今中西村)あるは、ウツタと合ふ、然れとも此一首も同卷中の「石見乃也高角山」「石見爾有高角山」等三首すべて是れ同章異傳にして、高角山卽打歌山なりとも云ふべく、且鹿持氏の名所考には、打歌は高角の譌なるへしとの意を述べられたれば、内田の打歌も未だ信を取るに足らず。

又名所考云、鴨山は高津浦の沖に在りて、今は鴨島といひて、そこに人丸大明神の社鎭座あり、木像をいませたりと國人云へり、拾遺集に「鴨山の磐根しまける」を「妹山の岩根にをける」とあやまる(按に此に鴨島と云ふは、益田郷の鵜鼻を指すにあらずや)○關田紀筆にも、人丸寺の事を記し、戸田村に柿本大人に仕ふる家ありて、其家地に前年石棺を掘り當てたるより、其塚は卽大人の葬場にや、其近傍に朱の多く入りたる壺を掘出したる事もありと曰へり。

小野郷　和名抄、美濃郡小野郷、訓乎乃。○今小野村是なり、高津の西にして、海岸二里餘にわたり、長門國阿武郡田万村に至る。

延喜式、小野天大神之多初阿豆委居命神社、幷に櫛代賀姫命神社の二座は、今小野村大字戸田の小野山に在り、此社は蓋小野臣櫛代造の祖を祭る者にして、那賀郡久代社と相參考すへし、姓氏錄によれば、天足彥國押人命を小野姓の祖とし、柿本氏も同族とす。

戸田　今小野の大字なり、高津の西一里半。八雨雜云、柿本人麿も、小野臣と同祖の人にして、小田郷戸田村の綾部某の宅をば、人麻呂の誕産したる所と傳ふ、又延喜式、菅野天財若子命神社は戸田村に在り。

飯浦　今小野の大字にして、戸田の西一里、長門の國堺、佛坂い下に在り、其西北に突出する岬を、鐘崖または鑪と呼び、飯浦の小灣を擁す、灣の北に山椒島あり、長門高山岬の東五海里。

美濃郷　和名抄、美濃郡美濃郷。○今詳ならず、美濃地村あり、近時改めて美濃と云ふ、此邊にや、然らは二條村も其域内とす、横田の西なる山村にして、小野郷の南とす。

鹿足郡

鹿足郡　美濃郡の西南に接する山地なり、今面積凡四十二方里、人口三万、一町十一村に分つ、治所は津和野とす。

鹿足は和名抄加乃阿之と註し、又鹿足郷あり、承和十年、美濃郡より之を分つ、曰く「石見國美濃郡、分割爲兩郡、本郡依舊爲美濃郡、新郡取邑號、爲鹿足郡、其職員准小郡、折元四員、分取一人、更加一人、惣置二員、本置准下郡、置三員、」(續後紀)近古の俗に吉賀郡と云へり。(國郡沿革考)

(吉賀郡)

鹿足郷　和名抄、鹿足郡鹿足郷。○今青原村、日原村等なるへし、八雨雜に今の鹿谷郷なり、青原郷も此中歟と曰へり、本郷は郡名の起因なるか、名義を知らず。

青原　今青原村と云ふ、美濃郡横田の南一里にして、高津川の岸にあり、鹿足郡の山口にあたる要驛とす、南に赴けば津和野、西に踰ゆれば木部村、東南に沂れば日原驛とす。

日原　青原の東南三里、鹿足川と津和川の交會に在り、津和野の東三里とす、日原の東、美濃郡界に接して須川村あり。

鹿足川　又吉賀川と云ふ、六日市村の東、蔵木の山中に發し、諸溪を併せて北流、六日市朝倉柿木等を過ぎ、日原に至り津和野川を容れ稍大なり、更に西北流、青原驛に至り、遂に美濃郡に入り、高津川と爲る、水源より郡界に至る凡十里。

吉柯（ヨシカ）　舊莊名なり、鹿足川の水源にして、今六日市藏木朝倉七日市柿木(カキノキ)の五村に分つ、山谷十數方里を占む、八雨萃に吉柯莊は和名抄美濃郡大野(オホノ)郷にあたると云ひ、國郡沿革考亦之を説けり、然れとも此山谷は全く鹿足郡の奥にして、美濃郡と混亂すへき地形にあらず、柿木村に大野原の名あれど、之を以て大野郷を證明する能はず、惟ふに此谷は美濃郡匹見と同しく、和名抄の昔には、人烟稀疎にして、郷里の未た立たざりしにや。

六日市（ムイカイチ）　今六日市村と云ふ、日原の南六里、周防玖珂郡に近く、秘密嶽、寂地嶽一帶の山脊を以て國界を分つ。○津和野藩は、往時藝州廿日市を以て東上の海港と爲したるを以て、六日市より防藝の山谷を横絶して通路を求めたり、卽津和野より柿木三里、六日市へ三里、周防の宇佐へ二里、安藝の津田へ四里、廿日市へ五里。

吉見正頼の室大内氏(少将と稱し義隆の姉)天文二十二年の頃、一本松城危急に當り、城外に潜匿して、下瀬(シモセ)加賀守頼定に與へし書状あり、中に下瀬山陣營云々の事あり、下瀬と云ふも津和野近傍の一城なるべし。(大内氏實錄)

(瀬下)

能濃郷（ノノ）　和名抄、鹿足郡能濃郷。○今津和野町、小川村、及び木部村・[illegible](キジャ)兩村なるへし、卽津和野川の谷とす、八雨萃に能濃は今の野坂峠毛利等是と云ふ、野坂は津和野の西、長州に通する山路の名にて、毛利は今津和野町の大字に遺る。

津和野川（ツワノ）　木部(キベ)村の長嶺山に發し、南流三里半、[illegible]兩村に至り東に折れ、一里にして津和野に至り、北に折れ市街を貫き、又一里にして小川村に入り、東流二里半にして日原驛に至り、鹿足川に會す。

津和野（ツワノ）　今津和野町と云ふ、戸數一千二百、濱田を去る二十里、龜井氏の藩城下なり、毛利、鷲原、

青)　中座、町田、後田の五村より成る、青野(アチノ)村落を聯して

野峠あ、(九百五十米突の消火山)此山四周の中に小窪地を見る、南西一里にして長門の國境に至る。

(嶽野

永明寺（エイミヤウ）　津和野の後田(ウシロダ)に在り、時宗、僧何某開基、應永二十七年、吉見三河守頼弘の創建、近世は龜井家の菩提所たり。

津和野城址（ツワノ）　又三本松(サンボンマツ)と稱し、中座(ナカザ)に在り、[illegible]二年、吉見五郎政頼此に築きてより、大藏大輔政頼まで二百餘年在住す、(八雨萃)此頃毛利家に屬し、庚子の亂に舊邑を去る、本城は更に坂崎右京亮成正に賜ふ、封土三万石、元和二年成正を封(成正大坂夏陣の時、城中より豐臣秀頼夫人千姫を救ひ出せしむ、因りて夫人を得て我妻と爲さんことを請ふ、幕府聽さず、成正之を怨み、其家臣等罪を懼れて成正を弑し、幕府に告くるに自殺を以てす、幕府乃治して封を收めしむ)五年、龜井豐前守茲矩因州鹿野より轉し、本城に入る、封四万三千石、明治維新に至り廢す。

中國治亂記云、天文廿一年五月朔日、大内義長は河津に石州の吉見大藏大輔正頼を責らるゝ、已に長門國にて合戰度々に及ける、是により長門の人數少し屬て、安藝國毛利元就は此地へはたらく、正頼は此合戰に長に打負て、和睦になり降參して、息男龜王丸を人質に出しけるを、山口の福井と申者に置、後に元就して吉見三郎義賴に讓す。吉川記云、天文二十三年、吉見正頼元就へ内通して、陶晴賢津和野の城に籠て同に赴く、依之元就より二の宮讃岐守伊藤三郎左衛門を津和野の城へ加勢せしむ、三月陶入道全薑大軍を帥ゐて、吉見正頼か津和野の要城を圍攻、元就にも出陣すへしと使を以て云、元就陶か使を追返さる、是より毛利家と陶手切となる。

吉見家譜云、頼行、三河守武部丞と云、異國襲來時、中國の大將、幾向石州、弘安五年十月下旬、能登國より至石州吉賀郡下著(正應元年志にも、吉見は大將として、長門へ打出て、探題を攻むること見ゆ、山陰の名家とす)弘安年中、石州に下向し、一本松に城きて居る、(後三本松に改む)義行の玄孫頼弘の子成頼に至り、大内氏に屬す、其子信頼、仲弟頼興家を嗣き、季弟七正頼に傳ふ、正頼毛利氏に附庸たり、晩年阿武郡指月山に隱栖す、男廣頼元頼廣長、廣長中に至り絶家。

津和野城址の山中に、苦土鑛を産出す、此邊産鐵の區域類賓しと云ふも、往時は城市に近かりしを以て、故ありて採掘せざりしにやと云ふ。(地學雑誌)

木部（キベ）　津和野の西北、青原の西なる山村にして、長州國境に接し、山嶺を以て相分つ、笹ヶ谷(ササガタニ)銅山あり、石見の一名鑛とす、近時豐稼山とも云ふ。地學雑誌云、俗に「鼠コロシ」と呼ひ、近頃まで坊間に販賣せしものは、砒石鑛を燒き製造したるものにて、其石見銀山産なりと唱ふるは、其實石見國笹ヶ谷より得來りしものならんか、何となれば彼の石見銀山、卽ち大森銀山には、未た砒石鑛の存するものあるを聞かざればなり。

(谷箇莚)

賀茂社文書、寛元二年鎌倉將軍家の下知狀、
石見國久永□守護所使入部、并高野山流人雜事間事、
社解別具書、(中略)停止守護所之沙汰、於大番役、隨先例之勤、可有左右、至于其外雜役、可令免許云々者、寛元二年以下御下知候後、[illegible]之狀者、(下略)久永(ヒサナガ)今詳ならず。

――――――――――

百里長江淡々流、山陰古驛古風存、山深安藝知境堺、
海上朝鮮不設門、沙積鹽魚連浦浦、溪流揺紙連村々、
高津山上月明夜、誰吊歌師舊旅魂、

隠岐國

隠岐國(オキ) 出雲の正北海中にして、四島を以て一州を成す、其三小島鼎峙する者を島前(タウゼン)と稱し、其東北の大島を島後(タウゴ)と稱す、面積合二十一方里、人口三万、島根縣に屬し、島司を置き之を治む。

隠岐は神代紀に億岐洲に作り、古事記には「次生隠岐之三子島、亦名天之忍許呂別(アメノオシコロワケ)」と見ゆ(書紀通證に三子洲は三島鼎立の謂と註すれど、非なり、三は子見の満(ミツ)満しく見ゆるを云ふのみ)文武紀「大寶二年三月、隠岐國[illegible]」とあるは、當時已に一國に建置せられしを知る、延喜式、四郡に分ち、其調貢には「鰒、烏賊、熬海鼠、魚脂」等を進めたる由載せたり、名義は海の奥にあれば也。

國造本紀「億岐國造、輕島豐明朝御世、觀松彦伊呂止命五世孫、十拔彦命定賜國造」と見ゆ、此國造別に所見なけれど、延喜民部式に「隠岐國、[illegible]田三町、[illegible]子、充健兒食料」とあり、又寛文年中に撰述せる隠岐國[illegible]合記に、國府總社の神主は國造を云ふとあれば、或は其孫裔の遺るものある[illegible]。隠岐氏は[illegible]四年、佐々木定綱の一門拜領地頭職に起因し、定綱の弟判官盛清を家祖とし、常に雲州守護職の附庸たり、天正中に至り亡滅す。海東諸國記云「己丑年、(我文明元)遣使來朝、書稱隠岐州太守源朝臣秀吉」これは當時朝鮮と通ぜし一證とす。

此島和名抄に田五百八十五町とあり、拾芥抄には六百二十四町とす、明治維新の初めには田圃四千町を數へり、[illegible]合記に文祿檢地四千九百石、寛文年中島後人口一万一千二百、島前人口四千六百と載す、[illegible]、牛島をも牧養す、其牛は島に[illegible]と云ふ、米穀は稻一万八千石、大麥一万六千石、大豆四千石又甘藷百四十万貫を生ず、其海産は鯖と鮑を主品とす、近世長崎交易に俵物の製造を勸め、隠岐よりは[illegible]を采る、天明五年に千七百斤を定額とす、弘化二年鯣を加へ、大漁には十八万斤に上れり、近時は[illegible]歳額四万圓、鮑二万四千圓、鯖鰹海參及び藻類之に次ぐ。

浪まなき隠の小島の濱ひさし久くなりぬみやこへたてて　後鳥羽院

おきの海をひとりや來ぬるさよちどり鳴音にまがふ磯の松風、

島前(タウゼン) 隠岐列島の西南なるを島前と號す、即知夫里島、西島(ニシノシマ)、中島(ナカノシマ)の三の總稱なり、其鼎立の中の中央を島前海と云ひ、[illegible]なる一大良港を成す、蓋日本海攻守の要地にして、海人の謂ゆる薪水必需の倉庫にあたる。島前とは列島の前方の義とす、島後と相去る六海里許、其間に松島、大森島、小森島、二股島等の小嶼散在す。水路志云、島前は知夫島、西の島、中の島なる三島より成る、其鼎立の内部に入れば、處々に錨地を得へし、東口を大口(オホクチ)と云ふ、最廣濶なり、北口を中井口(ナカヰ)と云ふ、南口を赤灘瀬戸(アカナダノセト)と云ふ。

(島前海)

知夫郡(チブリ) 島前の西南二島を總へ、即知夫里島西島を云ふ。續日本後紀、延暦十八年、隠岐國智夫郡と載せ、和名抄三郷に分つ、知夫は知夫里の里を省き、二字に修めたるなり、故に之を讀むこと知夫里に同し、名義不詳、由良比女社を參考すべし、正保圖には千波里郡に作る。(今俗チブと唱ふ)

(千波里郡)

知夫里島(チブリ) 知夫郡の南なる二島にして、東西一里半、南北半里、今知夫村と云ふ、知夫里に大里郡古牟(フルミ)大字あり、島[illegible]と云ひ、二百四十米突、西北[illegible]を以て[illegible]、[illegible]を以て中島と相分る、知夫里[illegible]に在り。

由良郷(ユラ) 和名抄、知夫郡[illegible]とす、由良は[illegible]由良比女[illegible]此に在れば也、知夫村の字に郡(コホリ)と云ふは、此郷の[illegible]なるべし。

知夫里(チブリ) 知夫里は[illegible]に在り、港湾狭少なれど、出雲伯耆より航するもの、之を以て門戸と爲す、隠岐の最南に居れる也、島中村に、知夫里[illegible]と云ふは、此港の南東[illegible]の神を祭せるならん、知夫里或は千波に作る。延喜式、天佐自能和氣(アメノサジ)神社此に在り、國内神名帳從一位天佐自比古と載し、[illegible]、貞觀十五年、天佐自比古命を叙す。([illegible])

二部里(ニブリ) 今知夫村に屬す、知夫里の西とす。觀聴記云「知夫港に西首あり、字を二部里寺といひ、昔は殊に美を盡せる寺なり、後醍醐天皇の皇居なりと傳へ、其地の勢より察らんと見ゆ、凡此港は、雲州の西端、雲州に近き湊なれば、往來の船多く泊れり、又由西は旅舟も[illegible]を避け風を占ふ時は、多く此に集るとぞ」○按に隠岐に後醍醐帝の行在跡を傳ふる、疑ふへき者多し、太平記に帝行在を出て千波港に至り、舟を覆て伯耆に走り給ふ由見え、觀聴記に千波は即知夫里なりと注す、然れども舊記に行在は國分寺と云ひ、太平記にも行在は國府と云へり、國府國分寺共に島後に在り、蓋千波は往來便宜の門戸にして、帝の行在(島後)を出でたまふや、舟を命して千波に至り、更に伯耆に向ひたまへるに似たり、(島後考を參つ)

(千波港)

和多須神社(ワタス) 今知夫村の東、[illegible]の渡島に在り、延喜式海神社二座とあるは即是なり、此神[illegible]一宮由良比女と同神にして、二座とあるは、其[illegible]を并せ祀する者とす。按、本書[illegible]和多須[illegible]六字は、由良比女神社の下に在

て、此にはなきを、今神中鈔土佐日記、[illegible]州御名帳に撰て此に添へり、其は[illegible]州御名帳に海神と云はなくて、和多須神があるにても、海神即和多須神なる事著ければなり、又國圖を見るに、此渡島と和夫利崎と近く相向へり、土佐日記に綰津見の千夫里の神と云る即是也、然るを神中鈔に隠岐國知夫利崎と云所に、和多須乃宮と云神はおはすれとあるは、知夫里と相近き所なるを以て、今の渡島の事をも然云るなるへし。〔神祇志料〕

視聴記云、赤灘より(西島より)知夫島へわたれば、宇賀美又古海と呼ふ民村あり、その山南は二部里といふ、知夫の港には渡明神と號する社あり、或は謂ふ此神は國内神名帳に見ゆる和太須の社なるべしと、然れども其據を知らず、言相近し、知夫里の東に郡村あり、古の知布の郡家也、凡此知夫島は東西一里二十八町南北二十一町、山崔嵬として木少く、谷深窄にして、田園分る、小徑多くわかれ、人家隔て住り、[illegible]、此より海部の崎村に渡ること海路一里五町、之を大口と云ふ。

西島（ニシノシマ）

知夫里島の北にして、[illegible]形なる一島とす、島前海の一支、浦郷湾[illegible]に深入して、殆ど中斷し[illegible]、其中断の地頸を舟越と名づく、舟越の西南を浦郷村とし、舟越の東を美田、別府、宇賀の三村とす、焼火山は舟越の南東に聳え、島前海の中心にあたる、面積凡四方里。

宇良郷（ウラ）

和名抄、知夫郡宇良郷。○今浦郷村に當り、西島の西南の北是なり。

地學雜誌云、島前中は頗る首[illegible]の港灣にして、[illegible]の要地たり、浦郷湾（ウラガウ）及び別府湾は、皆噴火口にして、焼火山は噴火口の中央に近接し、圓錐形をなして聳立し、航海者の目標なり、要するに島前三島は、噴火口を包[illegible]する所の一大[illegible]堤に外ならず、其の三島の周[illegible]に[illegible]する所の無數の小島[illegible]の如きは、所謂[illegible]岩の餘[illegible]なり。

(浦郷港)

浦郷（ウラガウ）

今浦郷村と云ふ、島前の首里にして、島前海の支港に臨み、[illegible]の寄泊、最安全と稱す。

視聴合記云、浦郷は知布里西島の西部に在る、東南に向ひ内海の灘なり、東方は内海を隔てて、焼火山に向ふ、西に神社有り、山の中に[illegible]寺と云あり、又[illegible]子浦と云に由良明神と號する小社あり、極て小さし、按、神名帳知夫郡、有由良比女神、乃可爲斯社也。

由良比女神社（ユラヒメ）

今浦郷村に在り、(一宮記に本祠を以て一宮とす)續後紀「承和九年、隠岐國由良比賣神預名神社」と見え、延喜式、名神大と註す。

土佐日記云、舟を出して漕來る道に、手向する所あり、[illegible]してぬさ奉するに云云、あるわらはのよめる「ワタツ海のチブリの神に手向するぬさのおひかせやまずふかなん」[illegible]、[illegible]岐國にこそ、知夫利崎と云所に、わたすの宮と云神はおはすなれ、舟出すとては、[illegible]、それ[illegible]にて、海をも[illegible]る神を、[illegible]と名付たるにや、又其神を思ひて、かの所にもつけたるにや。○書紀通證云、由良比女神社、[illegible]、見于[illegible]中抄、

[illegible]くけふも[illegible]ふりの[illegible]おもふ、

[illegible]日、知夫利神、[illegible]之神[illegible]、海路[illegible]之、

三田郷（ミタ）

和名抄、知夫郡三田郷、[illegible]、今美田村、別府村、宇賀村是なり、西島の東北部を云ふ、焼火山は本郷の南に[illegible]、[illegible]宇賀の二村は、焼火山の東北にあたり、海士島に對す。

美田（ミタ）

今美田村と云ふ、浦郷湾の東北なる支港に臨み、焼火山の北麓とす、[illegible]

[illegible]云、美田[illegible]に石塔の大なるものあり、一国[illegible]中に[illegible]ふらず、この[illegible]はおあるべきさまなれども、[illegible]べて謎すべくもあらず、舟越（フナコシ）は美田と浦郷との境にて、陸地十八九間ばかり、内海の岸より船を負て外海に出て、釣[illegible]日[illegible]、又負て内海に入故に、此村を舟越と號す、美田の南方に焼火山あり、按、神名帳知夫郡、有大山神社、此山上焼火神[illegible]。

(舟越)

焼火山（タキヒ）

美田村の南に半島状をなせる島嶺なり、恰も島前海の中心に當り、形勢[illegible]とす、蓋太古の噴火作用に因りて成立したるや明白とす、山上に延喜式大山（オホヤマ）神社(國内帳従三位大山明神)あり、波止湾に比奈麻治比賣命（ヒナマチヒメ）神社あり、並に此山の靈と云ひ、焼火権現の稱あり。

類聚國史、延暦十六年五月、前遣渤海使内藏宿禰加茂万[illegible]等言、[illegible]之日、海中夜闇、東西[illegible]、不知所着、于時[illegible]有火光、[illegible]尋其光、[illegible]到島[illegible]、[illegible]之官[illegible]、隠岐國智夫郡、其處[illegible]有[illegible]云比奈麻治比賣神、常有靈驗、商賈之輩、[illegible]海中、必揚火光、[illegible]之得全者、不可[illegible]數、神之[illegible]助、[illegible]可[illegible]報、[illegible]望奉預幣[illegible]、許之。

比奈麻治比賣命神社は、焼火山の西波止浦(今美田村に[illegible])に在り、國内帳に従一位比奈麻治比賣と録し、土俗焼火大明神と曰へり、[illegible]、類聚國史、勃海使の[illegible]を參考すへし。([illegible]は、中世僧徒之に奉仕し、雲上寺と云ふ)[illegible]記云、寺之在焼火、號雲上寺、隠州之南、知夫郡之山、[illegible]美田[illegible]、立海角、[illegible]、[illegible]渡口波止村、[illegible]年中、後鳥羽院[illegible]于[illegible]、[illegible]暮矣、[illegible]風起、波濤立、王乃[illegible]曰「我[illegible]古[illegible]渡、新島守與、隠岐海、荒[illegible]風、心[illegible]吹」[illegible]波[illegible]收、然而夜闇月[illegible]、[illegible]天所[illegible]之、[illegible]中流、風[illegible]又欲起、王心[illegible]天時、[illegible]火[illegible]間、其餘光[illegible]海、王[illegible]之、[illegible]曰「灘[illegible]」而後到津、[illegible]「[illegible]門波止村也」と此[illegible]の[illegible]あれど、[illegible]一語[illegible]すへ

(比奈麻治比賣命神社)

し、凡島中の諸人及び其他の海客は、燒火權現を崇敬し、信仰至らさるなく、又昔、某子の國に往來せし[?]、風波を此神に祈り、其難を免れしたりとも傳ふ。○燒火山に寄する島は、燒火山の南なる海岸に在り、一岩窟、高數丈、二穴相開し、中に寶堂を生ず、土俗率[?]に見ゆる變化の島乱しを指き、其地陰作羅の故事を借せず、信用すべきにあらず。

別府（ベップ）

美田の東北にして、小海灣を抱擁す、卽島前海の一要にして、中ノ島（ナカノシマ）に接し、別府港とも云ふ。

視聽記云、別府は美田郷の中にて、古へ島後の國府より、此に小官小吏を遣して、島前の事を知らしむ、故に之を別府と云、此小岡に昔の舘跡あり、今の驛亭は其下なり、代官の宿所こゝにあり、其[?]古府に分れ、湊の南に見付島と云あり、湊大口より入來る船の、先つ此島を見るに依る、府より北の山際を黒木と云、傳に曰く昔後醍醐天皇始て居へる所なり、故に今に到て、黒木の皇居と云ふ、美田郷は或は美田院とて、昔の院の御領と云ふ。○按に別府をば國府の支廳、又は總領の一實と云ふは、後人の臆說にして、其實を失ふ、別府とは盖別勅符の義にして、古來府符往々相通用せり、御田制に出でたる名目とす、集古文書、元久年中のものに、正しく別符と記するものあり、府符相通、田令に「凡別符隣人田者、名隣田」と云ひ、集解に「位田職田及口分田并色田等、別符指人給耳」と稱く、類聚國史三代格等に見ゆる旨田（ヂシ）も、亦別符田なり、光孝紀仁和元年の條に「以畿内[?]時、在畿内分國無陸田地、皆[?]旨田、下符督國知」とあるにて、旨田は別勅符を以て定められしを知るべし、斯くて此別符田は田制の[?]れにつれて、全く莊園と同性同狀のものと為り、郷村と并び稱せられて、地名にも轉換したるなり、又美田院と云ふも、此院は郷里と云ふに同じ、某院の帝の御領と云ふにはあらず、（九州、日薩隅の地に院と云ふ名甚た多し、參考すへし）古へ郷里には[?]して、[?]稻を納る、[?]上[?]に[?]す、[?]りて其[?]内を[?]とも呼で、郷里の稱呼に代へしのみ[?]集古文書の一例を擧さ、別府卽別符の釋とす、

當國[?]別符、井[?]庄[?]等、地頭名字井田[?]數事、任御[?]、[?]注進、今月十五日以前、云一族并[?]子、字名之田[?]數、可[?]注進之、於名字[?]之者、可[?]所旨、[?]下所也、仍執達如件

建武元年十月三日　法眼

安村別符地頭代（安村は甲斐國に在り）

（黒木神社）

黒木（クロキ）神社は、今別府村の海岸に在り、是は視聽記の說より起り、近年に至り、元弘帝の遺蹤を表彰せんとて、祠堂を起せる也。（[?]書に曰く、黒木神社は、元弘二年後醍醐天皇當國に遷幸し給ひ、この地に行在所を設けらる、所謂黒木御所是なり、社地は別府村の東岸に突出せる小丘陵にして、古は一の島嶼なりしも、後年陸地と接續したりと、又本社の[?]下に、大壺を埋め、上に礎石を置ひ、壺中に甲冑其他の武器を藏むと、東南別府灣を隔て、、海士郡崎田山なる後鳥羽天皇の[?]址と相對し、右方には[?]の碇泊所たる大山港を望む。

宇賀（ウガ）

今宇賀村と云ふ、別府の西にして、中井口瀬戸を以て、海士島と相隔つ、東鑑「文治四年、隠岐國宇賀牧」と云ふは此なり。

延喜式、知夫郡眞氣（マキ）命神社此に在り、國内帳に從三位眞氣明神と見ゆ、[?]に[?]大明神と云ふ、不審。

海士郡（アマ）

（中島）

島前の東偏なる中島（ナカノシマ）卽是なり、（延喜式海士郡和名抄海部郡）今海士、福井、布施崎、太井切、知知井、豐田、宇受賀の八村に分つ、南北凡二里、東西凡一里半、海岸出入して、頗る[?]す、北に海士港あり、東に知々井（チチキ）埼突出し埼側に中港あり。○此島は、後鳥羽上皇遷幸の所にして、東鑑に「承久三年八月五日、上皇遷幸隠岐國[?]宇[?]一[?]す。

海部郷（アマ）

和名抄、海部郷、[?]○今海士村是なり、中島の西北にして、西島の別府宇賀と相望む、海士港は中井口の瀬戸より南方に斜入する[?]少灣なり、港首の村[?]卽海士にして、[?]と云へ、中世には[?]郷と曰へり。

（森）

海士（アマ）

視聽記云、[?]は海部郷の繁昌の地なれば、國人みな海部（アマ）と呼ふ、[?]に安國寺あり、又源福寺あり、源福寺の背の峰をば苅田山と云ひ、後鳥羽上皇の御陵あり。

菱浦（ヒシウラ）

今海士村の西北を福井（フクイ）村と云ふ、福井の[?]を菱浦と呼で、西島の別府宇賀と[?]し、舟揖往來の便あり。

隠岐（オキ）神社

卽後鳥羽上皇の陵處なり、海士村の苅田（ゲンプク）山に在り、近時に至るまで[?]を[?]き、源福寺と稱す、明治[?]の後、寺[?]を[?]、[?]を[?]せらる。

（隠岐陵）　（源福寺址）

視聽記云、上皇の御所所、源福寺の門に二王有り、側に[?]を[?]たり、此二王は君手から[?]玉ふと云傳へたり、此より四十間はかり、石段を山に上る、半過て左に入り、左右松竹[?]々として、[?]に[?]り、又一小門あり、開き[?]して入れは、拜殿の前に至る、御[?]其後に高し、欄干を設て[?]上に登る、四方は[?]にして、竹[?]を引繞む、其間は小石[?]たり、[?]も[?]に、落葉を掃て不掃、見るに[?]ず、小門の前より直に登れは堂前に至る、前庭廣くして昔には[?]多し、本堂は[?]麻を修する所とて、五大尊を置けり、堂に[?]して傳も[?]く、開山[?]に[?]、堂の左に[?]あり、其内に方池あり、[?]に孤松[?]、此を苅田の池と云、老僧語て曰、昔王御遊の夕、池の蛙[?]さて[?]、さされは、さすがに哀に思召し、

蛙なく苅田の池の夕たたみきかましものは松風の音

と詠み玉ふ、是より此池蛙鳴ことなく、今に至て如なり、此を去り三五歩だも過ざるに、其鳴こと常のごとし、近世寛永年中、後水尾院法皇より命ありて、群臣に詠奉らしめて、御菩提を御吊あり、勅使は水無瀬中納言氏家卿とぞ、其和歌の一巻、幷に氏家卿の紀行一巻ありて、此寺の實物とす。○北處隠岐紀行云、源福寺、後鳥羽天皇御堂、二間に二間半、丸木柱、かつを木、柿葺屋根、朽果てゝ雨露尊容をけがし奉れり、大きなる瓶棺に納奉りて、上にはつやある礫石をかきあけて、おほやけに物し奉るも勿体なく、すずろに涙こぼるる計也、御廟は万治元年、松江の松平出羽守此島を預り玉へる時、新に建立也、それまでは御廟も、石ばかりなりしとぞ。

大日本史云、延應元年、上皇崩于隠岐年六十、火葬於苅田山中、遺詔不營國忌山陵、故北面藤原能茂、收御骨、還京師、藏於大原西林院、稱曰顯德院。山陵志云、後鳥羽上皇、海部郡苅田山々中、源福寺、有塔廟、即其火葬處。○按に上皇承久の變、京師を出てたまふ時、攝州水無瀬離宮に御眞影を遺こさせ、後之を祭事して、水無瀬宮と號す、又山城國大原に法華堂御陵存す、又 御製

野邊染むる雁の涙は色もなし物思露の置ぬ里(カツタ)には。

東鑑、承久三年八月、遷御于隠岐國阿摩郡苅田郷、仙宮者改翠帳紅閨於柴扉桑門、所者亦雲海沈々而不辯南北者、無得雁書青鳥之使、煙波漫々而迷東西故也、延應元年二月廿二日、隠岐法皇、於遠島崩御。○承久軍物語云、承久三年八月五日と申には、おきのくにあまの郡かり田のがうと申所につかせたまへば、國主あやしき御所をつくりまうけて、うつし奉る、海水岸をあらひ山風木をわたるをはげしかりければ、法皇かくぞおぼしめしつゞけける、

我こそはにひ島守よおきのうみの荒き波かぜ心してふけ

さ、あはれなりし御ありさまなり、さてもおきの法皇の御ありさま、あはれにおはしますよし、都へきこえければ、家隆卿ある人のたよりに、

ね覺してきかぬを聞て悲しきは荒磯波の曉の聲。

藤原隆祐集云、法皇隠岐國にて崩御、夢とのみ承、後程へて守護左衛門尉泰清がもとより、年頃あつて奉りし御所は、目の前の煙となりはてゝ、露の命とまりがたく、侍し人々をさそひなくして、都へ送り奉りし心の内、心なき海士の袖までも、朽ぬべくみえ侍しよし、くはしく申送りて侍し、返事の次に、數多書付侍し中に、

なれ〳〵て沖つしま守いかばかり君もなぞさに袖ぬらすらむ、

又云、隠岐院御のぼりあるべしなど申侍しころ、

哀とてしづむもくづをかきながせ與津しら波立もかへらば。

史海云、僧文覺は、平家物語に隠岐に配流せられたりとするは誤なり、百錬抄、正治元年三月の條に云「文覺上人配流佐渡國」この佐渡を隠岐に誤れるにや、平家物語曰く「文覺京を出るとて、是れ程に老の波に立て、今日明日とも知らぬ身を、縦勅勘なればとて、都の片邊にも置ずして、遙々と隠岐國まで被流ける、毬杖冠者こそ安からね、如何樣にも我流さる、國へ向へ取んずる物をと、跳り上〳〵ぞ申ける、此君は餘りに毬杖の玉を愛せさせ給ふ間、文覺加樣には惡口申ける也、其後承久に御謀叛起させ給て、國こそ多けれ、遙々と隠岐國迄遷されさせ坐ける、宿業の程こそ不思議なれ、其國にて文覺が亡靈荒て怖敷事共多かりけり、常は御前へも參り、御物語ども申けれとぞ聞えし」と甚しき誤なり。

布勢郷(フセ)

和名抄、海部郡布勢郷、○今布施村、知々井村、大井切村、崎村是なり、海士郷の南とす、大口瀬戸を以て、知夫里島と相分つ。

知々井(チチヰ)

今知々井村と云ふ、布施村の東北とす、知々井埼は東方に突出すること一里許、險崖の岬角なり。視聴記云、知々井浦は、山高く海深く、よく東北の風を防ぐ、故に商船の輻湊する處なり、老人の曰へるは、昔より此邊を島前の中(ナカ)の湊と云ふと。

崎(サキ)

今崎村と云ふ、布施の南にして、木榴(キロウ)埼の東北側に在りて、遙に知夫里島に對せり。

佐作郷(ササカ)

和名抄、海部郡佐作郷。○今豐田村、宇受賀村是なり、海士布勢の東北とす、佐作ササカとよむにや、未た徴證を見ず。

豐田(トヨタ)

今豐田村と云ふ、知々井の北一里、島後に渡る津頭とす、海上一海里半にして、松島(マツシマ)あり、方十町許、松島の北に大森島あり、豐田より島後の蛸木津に至る、直徑六海里。

延喜式、海士郡奈伎良比賣神社は、今豐田村に在り、國内帳に從一位と標したり。

宇受賀(ウズカ)

豐田の西北にして、中島の北端なる村里也、延喜式、宇受加命神社名神大と注せられ今此に在り、此神は續後紀に、預官社の事見え、國内帳に從一位宇須賀大明神と云ふ。

島後(タウゴ)

隠岐の主たる島嶼にして、島前の東北に在り、大略圓形を成し、其徑五里許、西北を穩地郡と云ひ、都万福浦の二灣あり、東南を周吉郡とし、西郷加茂の二灣あり。島の中原に時張、蔦尾、大滿寺、横尾、大峯の諸嶺散布し、谿澗の稍廣きは、八尾川、郡川の二あるのみ、

周吉郡(スキ)

島後の東南部にして、和名抄、賀茂、奄可、新野の三郷あり、今郡村の境界を考ふるに、中村元屋港西の四村は穩地郡武良郷の地なりしが、後世本郡に入れる也。

周吉はスキと訓む、或は訛りてシキチと云ふ、其名義詳ならず。

賀茂郷

和名抄、周吉郡賀茂郷。○今加茂村、蛸木村、今津村の地にあたる、島後の南端にして、西北は穏地郡都萬郷に至り、北は新井郷に至る。

加茂

視聴記云、加茂の里は、未の方へ向へる入海の濱なり、左右の山崎遠く出づること二十町、村の東に明神あり、神名帳の賀茂那備神社とす、社の南方に神名火山あり、海上へ張り出せり。

蛸木

加茂村の西南なる小村なり、小港灣あり、蛸木の西北は穏地郡津戸村にして、相並ひて島前の中島に對向す。

今津

加茂の東にして、西郷灣の南方を蔽ふ所の半島に在り。視聴記云、今津は西郷の南一峰を隔つ、土饅頭あり、國司壇と云、古老の傳に曰く、昔國司某任地の時、饑饉ありて島民死亡せんとす、國司此山にのぼりて、南天を瞻望して佛天に禱、終に沒しぬ、即此れ其塚なりとぞ、其側に浮橋と云岩石あり、當時石を投し、海を塡み南岸に陸さんとす、終に叶はずして死す、蹤に精衛木を銜み、東海を塡めんとするが如なれども、今傳て阿婆が浮梁と云。

今津の東方の陸頭角を、西郷岬と云ふ、西郷灣の灣口の南一海里半とす。

新野郷

和名抄、周吉郡新野郷、訓爾比乃。○今西郷町、并に下西、上西、平、原田、有木、及び東郷、飯田等皆是なり、舊國府の所にして、今に至るも島中の都邑とす、此郷中世矢比と稱す。

(矢尾)

西郷港

西郷町の前面にして、八尾川之に注入す、二港に分れ、北灣の首には東郷村あり、西灣の首は下西村あり。水路志云、西郷港は、島後の南東側にあり、能く各方の風を遮隔する一良港なり、水深稍深きに過ぎ、且港口狹しと雖、絶て危險なきが故に、大道の中央を保たば、安全に進入するを得べし、港内直に二灣に分れ、一は偏北に向ひ一は偏西に向ふ、北灣は上り湊と稱し其東側に數小灣あり、西灣は下り湊と稱し其水深は北灣に比すれば一層投錨に適すれども、其入口の北濱より淺灘擴延して大道の幅を半鏈に縮むるを以て、最小船の外は入ると能はず、港口の兩側に對峙する金案山(六七二呎)と愛宕山(六二六呎)は港口を知るの好目標なり。

(八尾)

西郷

今西郷町と云ふ、矢尾川の東にして、港灣の北岸に位置す、一名八尾、矢尾川の西を下西、西田の二村とす、古府址は下西に存すと云ふ、近世雲州松平家領有の時、陣屋を西郷に置き新府と云ふ、爾後海島の治所とし近時に至り、更に定めて島司の廳を置かる、雲州松江を去る直航五十二海里、伯州境浦四十海里、島前別府港二十海里。

視聴記云、矢尾西郷の新府は、河東の山上に在り、三方岸高く松柏羅立したり、徑路を通せず、南の一方は海に臨みて、座して雲州伯州の山を見、八尾の町は川にそひて南北に長く、山に隨て住む、水の上りに新八幡宮あり、五郎君を配祭せり、南灣には泊舟篷を連ね、晴日網を曬す、風景饒ある江村なり、近世専ら西郷と云ひ、市巷は坂尾は屋樓を並べ、士農工商群居せり、西國東國の買客、往來の泊所とし、南浦北浦の商舶輻湊するの處なり、宇屋の東の山崎より海の灣入すること遥にして、西田村の濱邊より東の海岸に至ること其間二里餘、向は島山列なりて屏風の如し、金峯嶮秀づ、左右より山崎出て、海門一町ばかり、故に此内に五百艘を納て猶餘あり、疾風高浪ある事を知らず、北海第一の津口也、金案山頂松數株あり、昔は此山に一字の御堂あり、永祿中若州の徒亂入の時、佛像の金色なるを見て、寺を燒僧を殺し佛を取て去る、是より寺も絶けり、十余年以前にや人あり松根の下を穿て、石槨の見ゆるあり、是を堀れば石櫃なり、長さ事四尺ばかり、披て見れば小鏡の古きに、佛像を彫付たり、金剛藏王の古物ならん、堂に捨去るへからずとて、小社を造り之を納む、東の海岸に池二つあり、牝牡の別あり。

(西下)

國府址

西郷町の西、今下西村に在り、和名抄に「國府、在周吉郡、行程上三十五日下十八日、管四郡」と載せ、延喜式「隱岐國下遠國」また「流移人配所、隱岐は遠流、去京九百一十里」と云ふ、國郡考に府址八尾村、蓋府可郷と述べしは疑ふへし、府可は後世大久と訛り、八尾の東北二里とす。

地誌提要云、隱岐國、古へ府を周吉郡に置く、府址八尾村ノ西に在り、建久四年、源頼朝佐々木定綱に授く、尋て其弟義清をして、出雲守護を以て兼領せしむ、承久三年、後鳥羽法皇、北條義時を討ちて克たず、義時、法皇を島前海士郡(海士村苅田)に遷し、後十八年にして崩す、元弘二年、北條高時、後醍醐天皇を知夫郡別府村(或は内部知夫村赤皇居の址ありと云)に遷し、義清の玄孫清高をして之を監護せしむ、明年、天皇伯耆に遷幸し、王師四起し、北條氏亡ふ、出雲守護職鹽冶高貞をして守護を兼しむ、高貞誅死の後、足利尊氏之を佐々木高氏に加賜す、正平中、山名時氏全島を略取し、之を其孫氏之に傳ふ、元中七年、將軍義滿氏之の封を收め、其弟滿幸に授く、既にして義滿滿幸を誅し、再び之を高氏の孫高詮に賜ふ、高詮島の豪族隱岐氏(義清の裔孫)を以て守護代とし、周吉郡宮田に居らしむ、大永天文の際、同族島前島後に分據して鬪爭やまず、隱岐清政甲尾(古府の別稱)に據き、遂に尼子經久に乞ひ、島内を平定し、終に其麾下に屬す、孫爲清に至て尼子氏亡ひ、毛利元就に附す、永祿の末、尼子勝久復を圖り、故國を恢る、爲清之に應し、兵敗れて自殺し、其弟清家代り立つ、天正十年、從子經清に弑せらる、毛利氏の兵來り伐ち、經

清を誅し戍を八尾に置き、後吉川廣家を分封す、關原役畢り、徳川氏廣家の封を收め、堀尾吉晴に加賜す、孫忠晴卒して封絶ゆ、京極忠高之に代り嗣なく國除し、松平直政に命して島事を管攝せしむ。

(甲之尾)視聽記云、島後周吉郡の國府は矢尾村の西、下西村の東、其山を甲の尾と云、所謂庄野五郎が古城なり、松杉參差として九折三四町、誠に天府の要害なり、今は此地に八幡宮を奉す、東の麓一川を帶べり、八尾町を廻るが故に、八尾川と號す、昔は橋を渡して城門に至り、川より東の山上今の新府なり。又云、隱岐は鎌倉右大將家の時、地頭之を治められ、其人先首、故に國人鎌倉入道と稱して、遂に其姓名を失ふ、佐々木隱岐判官泰清の一族衆、是必す庄野五郎の先祖也、尼子[illegible]主の頃、隱岐判官爲清器量あり、雲州島根郡本莊を兼領す、爲清死し其弟清實、其子郷清(庄野五郎と云ふ)と國を爭ひ、清家敗死、清家の黨毛利家の兵を誘ひ來り、隱岐氏亡ふ、やかて毛利の兵去り、但馬若狹の賊船來寇やまず、村落を侵し島を擧けて焦土となる、永祿年中七月の事とす、此に於て毛利氏初めて戍を置き、矢尾(西郷)に館し、人民寧居を得たりとぞ。

玉若酢神社

(惣社)三代實錄、延喜式に見ゆる官社にて、後世國府惣社に混同す、又下西村に式内和氣能須神あり。○視聽記云、下西村惣社は、花表瑞垣拜殿本宮美にして且舊びたり、四方の松杉皆大にして、靈場他に異なり、社司を國造と云、渠か言に曰く、天武天皇御宇より[illegible]て奉之、其祠式に曰、毎歳正月朔旦に仁王經講會、自八日到十四日[illegible]講會、十七日有[illegible]之的、退散惡鬼之祭也、五月初五的矢之神事、毎月朔奉御膳、古來傳て曰く若酢大明神なりと。

三代實錄云、天慶四年、隱岐國言、兵庫振動、經三日、後聞中嶽口鳴、陰陽寮占曰、遠方兵賊起、自北方、官符下知因幡伯耆出雲隱岐等國、慎令嚴警、防護非常。○按に今惣社を玉若酢神とし、社藏の神寶古驛鈴二口、正倉印一顆ありて、國造神主之を管す、若酢神は松尾社と云ひ、別立す(古の玉若酢神、或は此にあらずして、實は大滿山寺に鎮坐したるが、後世亡びしにあらずや)一話一言云、周吉郡總社大明神者、應神天皇之御宇靈示、六神三座、延喜式、玉若酢神社御座候と(按に此は正德年中の所言なるが、當時已に總社を以て玉若酢神と言ひ做し、應神天皇御宇靈示などと、附會したるを知る)

八尾川

西郷の溪澗なり、長二里、葛尾、時張、猪尾の諸嶺に出づ、上西、原田、池田、八田、平、下西の諸村之に添へり、隱岐全島の繁昌は此地を推す。

原田

今原田村と云ふ、西郷の西北一里。視聽記云、原田は八尾川の上流にて、山間廣く道左右に分る、東に大滿寺山あり、北に時張山と云ふあり、上西下西の里は原田の西に在り、川を隔て、境とす、西嶺を越て五箇に行く道を峠市と云、古老傳曰、何れの御時にや、唐橋中將となん云人左遷ありて、爰に隱し給ふ、年經て後、京より芦田と云人尋て此に來り、古き塚に向ひて「天津風雲井に通し昔橋の」と云て其の詞を次きなんとするとき、塚の中より聲有て、「通ひ路たゆる森の下草」と云へり、又此村の北に小社あり、靈神の洞と云ふ、旱に禱れは必ず驗あり、故に雨乞と云ふ(延喜式、大祖神社は此雨乞社にやと、神祇志料に見ゆ)

(平)平村は原田の西南とす、上西村は原田の西にして、峠市は上西に屬す、此邊田[illegible]し、隱岐守清政の小松の故城あり。視聽記云、雲州國主[illegible]子伊豫守秀久、使其臣[illegible]若干、[illegible]州、與[illegible]前守[illegible]、[illegible]、[illegible]主、[illegible]、其兵到島前、[illegible]不[illegible]田[illegible]、(島前與島後渡口也)[illegible]逃亡、又與中村城主河[illegible]兵以去、清政築平村小松城、置兵、自攻那須美城、其城主刑部少輔某自殺、圍小路城、城主箕尾職敗走也、遂平島後、而後討島前、與美田人職於福頼誅之、築城於別府、治島前二郡、於是隱州又爲一矣。

國分寺

今池田村に在り、西郷の西北一里、眞言宗、明治維新の際、官吏命して島内の寺院を破却し、此寺亦其災に罹る、十二年に至り再興すと雖、舊觀を復する能はず。

國分寺は、延喜式に「隱岐國々分寺料五千束、文殊會料一千束」と載す、元弘帝遷幸の時、此寺を以て行在とす。視聽記云、國分寺は八尾川の東、有木村の南に在り、二王門あり、門前は高原にして、國頭空濶なり、老松處々に在て、野草芳微たり、靑苔自ら壁なし、山旁々に圍み、溪水縷々と流れ來る、今は古びはて、香煙纔くばかりなり、三重の塔婆は後醍醐院の時に作るとあり、又永正四年の比、阿闍梨[illegible]小僧都[illegible]舜と云僧、此寺の廢破を哀み、時の縣主新五郎宗清に請て、近國に奉加を勸む、左の岡に尼寺あり、有木村は大滿寺山の坂下なり、其路は最も險難にして、絶頂までは十八町とす。

大日本史に「元弘二年夏四月、帝駕至隱岐、以國分寺爲宮」とあり、是は增鏡に「海づらよりすこし入たる、國分寺と云ふ寺を、宜き樣に取掃て、おはしますに定む」とあるに據れる也、太平記にも隱岐國府の島と云へば、此國分寺の行在なりしこと明晰とすへし、島前の知夫里、別府等に行在を說くは、其言ふ所殆と信據なし。名和氏紀事云、御船隱岐國に着しかば、佐々木隱岐判官清高(太平記に貞清に作るは非なり、說參考太平記にみゆ)請取り申し、國分寺を皇居として入御したてまつり、(河合曰く、上樂增鏡、太平記にに國府と云ふ處に黒木の御所を造りて、皇居とすと云へり)本國及び出雲伯耆の武士等、警固し、御警固仕る(船上錄)主上一日海上をはるか

に御覽して、御製、

心ざす方を問はゞや波の上に浮きてたゞよふ蜑の釣船、（增鏡）

あくれば元弘二年の春、大塔宮の御消息聞こし召し、如何にもして、潜幸の時宜を得させ給はむ事を謀らせ、（增鏡）一日貞色成田小三郎國分寺の僧を語らひ、警固の武士名和悪四郎泰長を招き、上方官軍の勝利の事ども聞こし召さる、（增上錄）折しも富士名判官義綱も、忠勤の志あり、皇居にも深く義綱が志の程を知らせ、二月廿三日、頭中將行房成田小三郎と相はかり、明朝潜に主上を出し奉るへしとて、御寢所に御置を閉ぢ、折ふし三位殿の女房候してありけるが、其の氣色近附きぬとて皇居を出され、三位殿もこれをば看給はぬ爲に、民家に出らるへしとて、（太平記に、三位局御産のよしいへるは訛傳なるへし、いま參考太平記の趣、伯耆卷に符へるに從ふ）御輿の中に主上を臥させ參り、其の上に御小袖を數多積て、三位殿をも乘せ、仕丁金吾を成田と丁に參り、行房朝臣に少將忠顯供奉にて中門を出る、時に警固の兵等御輿の簾を揚て見奉るに、まことに三位局なりければ、子細あらじとて通したてまつるに、御輿即て義綱が宿所の民家に入らせ給ふ、廿四日未明（日次、增上錄增鏡に據る、太平記に、五更の初めと云へるも、寅の刻なれは同し、參考太平記の一說に、丑の刻ともあり、さて此の二書ともに二十三日とするよしは、其の夜の曉と云へる意をおもふに、夜中をも其日に係たるものなり、たゞ伯耆卷に二十四日午刻とあるはいかゞ）三位局行房朝臣二人をとゞめて、件の宿所を出させ、此處よりは御輿にもめさず、忠顯朝臣と富士名義綱成田小三郎金吾と四人御供にめして千波港へ急かせたまふ、（伯耆卷增上錄に參考太平記等全取、但增上錄に、先に義綱を出雲へ渡らしめて、高貞を徵し給ふに、高貞義綱を留めて返さず、此時の御供にも義綱が郎黨ばかりを召されしよし記せり、太平記およひ梅松論の說これに同じと云へども、いま伯耆卷に從ふ）又隱岐の浦に乘たる田夫一人行過ぎたるが、見忍びて下りて主上を乘せ奉り、忠顯朝臣をば自ら脊負て、御道しるべ仕り五十餘丁馳て、千波港に着にけり、（增上錄、太平記には同に乘給ふ事見えず、忠顯朝臣或家の門を叩きて、千波港へはいかに行くぞと問はれければ、內より恠しげなる男一人出迎へて、主上の御有樣を見奉りけるが、即て御肩に負奉りて程なく千波港に着にけりとあり）此の浦の案內者港中を尋ねて、伯耆國へ渡る商船をかたらひ、主上を屋形の內に入れ奉りて、御船をぞ申しける、（太平記）即て纜を解きて漕せ給ふほどに島の守護人隱岐判官清高が兵船、數多追掛奉りければ、人々色を失へり、然れども舟中には此等敵船を怖るゝ事なく、彼方へ向ひてたゞ釣を垂れよとありければ、水手等卿のごとく計らひけり、敵船御船に進みよりて尋ね見れども、まかくして主上を隱し奉る、（梅松論太平記參攷）

按に、國分寺の行在より五十餘町を馳せて千波港に至らせ玉ふとあれは、錯亂あり、行在より五十餘町を馳せ、西鄕の港より船に召し、千波港に赴かせ、更に伯耆の地へ向はせ玉へる也、舊史訛略して詳備せず、惜むべし、しかのみならず視聽合記に、島前の別府をば國府國分とおもひ違ひし、且黑木の地名に附會して、行在の說を立てしより、後人附和して之を助成し、今や黑木神社の建營を見る、此の如き謬傳も諸州に其例多けれど、凡事は正實に就かされば、人の信を取り難し、尙考究すへき者にこそ。

東鄕（トウガウ）

今東鄕村と云ふ、西鄕の東にして、西鄕港の支港に臨めり。視聽記云、東鄕村北は大滿寺山につゞく道あり、此を奥本宮（オクホングウ）道と云ふ、古より當國の守護職するの時、風波の難を治んとて、大滿寺に祭禮あり、凡此鄕は神祠僧房多して、十社十寺と號して、山上山下に散在ける、往古此より調貢の時、風波の難を以て、舟を覆す事あり、上之を惱み玉ひ、かくの如きの折から、貢物を調たまふ、此時國人等其達せざるを哀しみ、國中の新穀を東鄕の峰に集て、西北の風を待て、之を捧き天を拜す、其の貢物を京師の方へ送るとなり、上世民の誠實なること如此、東鄕に尼子壽久が居りたる宮田（ミヤタ）の古蹟と云あり、山の南に八幡宮あり、小田（チタ）と云は、古の鄕の南なり、神部其南に連り以て南鄕に接す。（按に宮田は守護代京極藏人の居と云ふ、京極も佐々木一族にて、隱岐氏と同祖の家なり國府の條を參考すへし。）

（宮田）

大滿寺山（ダイマンヂサン）

又大万寺に作る、東鄕の北にして、島後第一の高峰なり、直立六百四十米突、大滿寺は恐らくは玉若酢命神社の供僧坊にして、玉の音を取り大滿（タマ）と名つくるならん。三代實錄、隱岐國玉若酢神、延喜式、周吉郡玉若酢命と載す、此山を一名摩尼と云ふは、梵語玉を摩尼と云ふ。

大仙（ダイセン）お山から隱岐の國見れば島が四島に大滿寺、

近世惣社を玉若酢神と云ふは謬ふべし。

奄可鄕（アムカ）

和名抄、周吉郡奄可鄕、訓安無加。（今大久村、犬來村、釜村、卯敷村、布施村等なるへし、東鄕の東にして、島後の東岸とす、奄可は後世訛りて今大久と云ふは、其遺唱とす。

大久（オホク）

今大久村、東鄕の東北一里半とす、大久の南に釜村、犬來（イヌク）村あり、犬來は東鑑文治四年の教書案、

犬來牛宇賀牧、依當家領、且宮內大輔重賴、爲預所職領、彼兩牧外・停止國衙之綺、可從國司進止之由、如件、以下

とありて、往時同此島の牧場なりしと見ゆ。（視聽記云、大久里は海を東にし、山に向へる、濱には崎を築く、南へつゞき金橋（キンハシ）と云山あり、雜猶峰に有て、小社西に在り、

（犬來）

常に人の語らざる所なり、月明に風清きを夜、山靜に海穩なるの夕、或は笛鼓管絃聞ゆる事あり、何れの神何れの靈、其傳を失すること久し、西の方林中巨材多し、此を大滿寺山と云ふ、海岸は平砂渺々たり、海中に危礁甚た多し、此地即當國の最東角とす、これより北の方山路きはめて險阻なり、布施村を經て、連峰峻嶮にして高岩側懸、此を七尾七谷と云ふ、以て中村に達す。

布施

大久の北一里、大滿寺山の東北麓なる海村なり、布施の西に葛尾山あり、大滿寺山に連接し、時張山の東に並ぶ高峰とす。布施より飯美、元屋二村を經て、中村に至る一里半。

穩地郡

島後の西北部にして、(延喜式穩地和名抄穩地に作る)或は越知に作れり、名義不詳、國府より指して遠方にあれば、彼處の意にや。(正保國圖に越知に作る)

武良郷

和名抄、穩地郡武良郷。○今周吉郡中村、及び穩地郡伊後村等なるへし、島後の北岸にして、其南に大峯山、葛尾山等而峙す、北岬を白島埼と云ふ。

中村

是は東鑑文治四年の條に、中村別府と云ふにあたる。視聽記云、中村郷は、漁村五六あり、人家濱に在て、田園まれなる荒村なり、常樂寺あり、堂に三大佛あり、梁棟は巨材なる、柱楹の彩色なる、殆と一村の民力の堪る處にあらず、寺より南につゞきて葛岡山あり、巨材多し、中村の西は岬角直北に向て伸ふ、白島の崎と云ふ、本州の北極なり、此れ周吉穩地二郡の境なり、境に添ふて南山あり、松の尾と云ふ、之につゞきて大峯山有威するか如く、岩峙ち積きて、一國の鎭山とす。

久見

今久見村と云ふ、或は笛に作る、和名抄河內郷の屬地なるへし。○視聽記云、笛村は西北の海邊にて、風波最はげし、故に石を疊みて堤とし、潮を防きて村を置く、辰巳の山の麓に、川を隔て、內宮といふあり、之を伊勢神明と云て、神名帳伊勢命神社(名神大と延喜式に注し、續後紀「嘉祥元年、伊勢神、預有靈驗、預明神之例焉」と載す)是なり、笛村より東の山を登り、深き谷に降り、一里餘行盡せば、伊後村あり、田園稀にして漁釣も自由ならず。

河內郷

和名抄、穩地郡河內郷。○今北方村、南方村、山田村、郡村、小路村、苗代田村、那久路村等是なり。

(川郡)

郡川は河內郷中の諸澗を集め、北方南方の間より、福浦灣に入る、長二里に滿たず、古は船筏を通して江灣を成す。○郡村は古の穩地郡衙の在りし所とす、西郷の西北三里、時張山の西麓とす。

水若酢神社

今郡村に在りて、一宮と云ふ、國幣小社に列す、延喜式、水若酢命神社、名神大とありて、續日本後紀「承和九年預官社焉」とも載せらる、延喜式穩地郡出の神體にや、島後に水若酢神、玉若酢神、和氣能須神など、其名稱相近似せり。

北方

(浦福)

北方南方は今二村に分てど、本來一邑とす、西郷の西北三里半、其西に福浦灣と號する小港あり。視聽記云、福浦は福浦とも云ふ、辰巳の方へ海灣入りて、十三町ばかり、又北の方より山嶺突を出て、舟を泊すへし、磯竹島(又云竹島)へ渡るもの、此にて風を待ち舟を出すとぞ、福浦は直西四里の海上に、桂島あり。

磯竹島は又竹島と云ひ、韓人之を蔚陵島と號す、此蔚陵島の古名を于山と云ふにより、鶴林拾葉には之をウルマに同しと論したり、ウルマの島人は權記及び本朝麗藻公任家集等に見え、其島人我寬弘年中に漂到したることあり、韓土の史志には、三國史記智證王十二年(我繼体紀辛卯歲)于山國を討服したる事を初めとし、高麗史にも見えたり、殊に輿地勝覽に云く、

于山島、一名武陵、一名羽陵、在江原道蔚珍縣、正東海中、三峰岌嶪撐空、南峰稍卑、風日淸明、則峰頭樹木、及山根沙渚、歷々可見、風便則二日可到、一說于山蔚陵本一島地方百里、新羅時恃險不服、智證王十二年、異斯夫、爲何瑟羅州軍主、謂于山國人愚悍、難以威服、可以計服、多以木造獅子、分載戰船、抵其國誑之曰、汝若不服、則即放此獸、踏殺之、國人恐懼來降、高麗毅宗十三年、王聞蔚陵地廣土肥、可以居民、遣溟州道監倉金柔立往視、柔立回奏云、島中有大山、從山頂向東行、至海一萬餘步、向西行一萬三千餘步、向南行一萬五千餘步、向北行八千餘步、有村落基址七所、或有石佛鐵鐘石塔、多生柴胡藁本石南草、後崔忠獻獻議、以武陵土壤膏沃、多珍木海錯、遣人往視之、有屋基破礎宛然、不知何代人居也、於是移東郡民、以實之、及使還、多以珍木海錯進之、後屢爲風濤所蕩覆、舟人多物故、因還其居民、本朝太宗時、聞流民逃其島者甚多、刷出空其地、土地沃饒、竹大如杠、鼠大如猫、桃核大於升、凡物稱是、世宗二十年、往捕逃民、盡俘金丸等七十餘人而還、其地遂空、成宗二年、有告別有三峰島者、乃遣朴宗元往覓之、因風濤不得泊而還、同行二船、泊蔚陵島、只取大竹大鰒魚回、啓云島中無居民矣。

我慶長征韓の後、邊海の漁民は竹島に往來して占居の姿を爲しゝにや、視聽記伯耆志に竹島往復の事を載せ、伯耆志には其渡海の始末を略記す、

元和三年竹島渡海許狀

從伯耆國米子、竹島江先年船相渡之由、然者如其、今度致渡海之段、村川市兵衛大屋甚吉由上付而、達上聞候之處、不可有異議之旨、被仰出候間、被得其意、渡海儀、被可仰付候、恐々謹言

五月十六日　永井信濃守（尚政）
井上主計頭（正就）
土井大炊頭（利勝）
酒井雅樂頭（忠世）
松平新太郎殿（當時因州光政）

此市兵衛正清の子正房の時、元祿七年渡海せしに、若干の朝鮮人在島しければ、即歸帆して其旨を官に上聞し、同八年官命を得て渡海したるに、朝鮮人已に島中に滿ちたり、我往航の者、彼朝鮮人兩口を捕へ、舟を歸し其旨を官に訴ふ、翌年官より我米子の竹島渡海を禁ぜらる、（伯耆志）按に元祿以前此島、一時米子賈舶の手に歸せしこそは、芝峯類說にも之を證明す、云く

蔚陵島、壬辰兵後、人有往見者、亦被倭焚掠、無復人煙、近聞倭奴占據、擬稱竹島、或謂礒竹、即蔚陵島也、

而て元祿の朝鮮人占有に至り、江戸幕府は對州宗氏に命し、彼國に談判せしむ、其交渉始末は竹島紀事の一書あり、之を錄したり、當時宗氏は彼を責めて曰く、

連年貴國、瀕海漁船、偶然來往、本國竹島、竊窺漁採、以惑抵其、況又今春、漁採彼地者四十餘口、我國因幡州牧、拘留其漁民二人、輙呈啓事状於東都、由是報告而於貴國、今禁漁民云々、

然るに朝鮮政府は憚らずし之を拒み「蔚陵は本來我屬島なり、文跡昭然、且彼に遠く此に近く、境界自ら別つ、貴國緩急して事を生ず」と論ず、我幕府竟に屈して和親を爲し、竹島渡海を禁制す、實に元祿十二年也。安政の比、松浦武四郎竹島雜志を著し、論述を爲す、明治維新後、又漁民の來往するものありて、地志提要には隱岐國の下に附載して曰く、

土俗相傳ふ、福浦より松島に至る海路凡六十九里、竹島に至る、海路凡百里、朝鮮に至る、海路凡百三十六里

と、松島とは輿地勝覽の三峰島なるべし、明治十六年、更に日韓兩政府の談判あり、我往漁の舟を還して、再往するなからしめ、明に朝鮮の所屬と爲しぬ。

都麻郷

和名抄、隱地郡都麻郷。今都萬村、津戸村、那久村、油井村（又那隅と云ふ）等是なり、河内郷の南、賀茂新野の西とす、島後の西南部とす。

都萬

今都萬村と云ふ、西郷の西二里半。視聽記云、都万郷は或は都萬の院といふ、都萬川あり、其源を鳴澤の池と云ふ、此郷は地ゆたかにして、田園廣し、前名領、正五位上高田明神を鎭守とす、昔淨阿上人此社に「花も夏になる鳴澤の蓮哉」と云ふ夢想を感得し、京都に上り、公卿貴人の數奇者に、百首和歌を詠せしめたり、淨阿は金蓮寺の僧にて、至德四年の頃の事とす、其興行の一巻、高田明神に納め、最も該島の珍寶也。中に

春さむみ高田の山の高ければ雪の下より立つ霞かな　准三宮　前關白。

（油井）

油井村の東頭、横尾山の下に、那隅の瀑布あり、一島の壯觀とす、又油井の大池あり。

神祇志料云、式内天健金草神社は、今都万村の八幡宮是なり、（隱岐式内神名錄）延喜六年七月、隱岐國言さく、吾以前は風高く吹くことありしに、天健金草命神託して、吾今新羅賊船北海に浮居るを追退けむとしてなも、大風は吹せ給へる也と教給ひき、然るに其後果して賊船の器械海邊に流着く、其神驗の顯著き事此の如しと申しき（日本紀略扶桑略記）朱雀天皇天慶三年、天健金草命に正四位上より從三位を授奉りき（日本紀略）

津戸

都萬村の南、都万灣の東南なる孤村なり、蛸木村と相接して、島前中島に對向す。

備後國

備後國

東は備中、西は安藝、北は伯耆出雲、西北は石見とし、南に海灣あり、島嶼相連なりて伊豫に接す、面積凡二百三十方里、島嶼五方里、今廣島縣治に屬す。

備後は和名抄吉備乃美知乃之利と註し、古吉備の域内なり、天武紀に「二年、備後國司貢白雉」の文あれど、是追書なりと云ふ、其說吉備國に詳にす、天武十二年に至り、備後始て分置す、之より先き、安閑紀に「置備後國後城、多禰、來履、葉稚、河音之直倉」とありて、其後城多禰は備中に存す、蓋備後と云ふもの亦追記に係れば、來履以下の地は、其實備後なりや、備中備前なりやの疑惑あり。

備後は其地勢、内外の二區に分つ、南なるは外郡と稱し、山陽の大路に係り、海灣に近接し、蘆田川の水域に屬す、深津、安那、品治、蘆田、沼隈、御調、世羅の七郡是なり、北なるは内郡と稱し全く山間に僻在す、其東偏の水は東城川と爲り備中に注き、西方の諸水は安藝の吉田川と相合せて、江川と爲り石見に走る。外郡は魚鹽の利を享け、内郡は鐵を産す。

備後灘

日本水路志云、此灘は靈御瀬戸、讃岐三埼を以て東口とし、其幅約二十海里、乃至三十海里、長約三十八海里にして、三原、來島の兩瀬戸を西口とす、其南北界は即備後と伊豫の兩國とす。

發港征鞋破、一帆歸從遲、孫意皆來寄、遙在海山北。
唯看舟行遲、不知去國遠、應我心未成、雖南孤雁穩。

山色青模糊、波紋紫破碎、殘陽光已收、猶在一帆背。

右海路小詩　　山陽

外郡（ソトゴホリ）　備後外郡、陰し太平記に見え、福山志料には六郡と し、世羅郡を內郡に入れたり、然れども元和記に外郡甲山とありて、甲山は世羅なれば、當に外郡七郡と曰ふへし、近世此諸郡、深津八千石、安那一万七千石、品治八千石、沼隈一万九千石、御調三万六千石、蘆田一万四千石、世羅二万三千石と曰へり、七郡中御調世羅は藝藩の封內なりき。

深安郡

深安郡（フカヤス）　明治三十一年、深津安那の二郡號を停め、深安郡と爲す、一町三十三村、治所は福山に在り。

本郡は備後の東南隅にして、備中國境に至る、南は海に盡き、又蘆田川を以て沼隈郡と相限ると雖、自餘の境堺は紛雜し、天然の狀勢に合はず、面積凡十方里、人口八万。

深津郡（フカツ）　明治三十一年廢止、和名抄に布加津と註し、續紀「養老五年、分備後國安那郡、置深津郡」と見ゆ。福山志料云、深津郡は北に山を負ひ、南三方は海に臨む、屬する所の村里、元和年中に二十村、其後新開數々出來して、元祿に至り三十村、其後川口氏治水にて二村を加ふ。

安那郡（ヤスナ、アナ）　明治三十一年廢止、和名抄に夜須奈と注したり、深津の北にして、蘆田川の支源高屋（タカヤ）川の谷なり。

古事記傳云、安那を夜須奈と云ふは、穴を云ことを憚りて、後に附て稱たるもの也、此の備國にもあり、景行紀穴海、安閑紀婀娜（アナ）國とある地にて、國造本紀「吉備穴（アナ）國造、纏向日代朝御世、和邇臣同祖、彥訓服命孫、八千足尼定賜」とあるは是也、古事記には孝上宮(孝昭)の皇子、天押帶日子命、阿那（アナ）臣之祖也、とあり（國邑志稿云、吉備の穴國は、近淡海の阿那より阿那臣等の來て、其本居の名を取り、此にもしか云はれし也、姓氏錄、安那公、天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也。穴國は、安那深津二郡を指したる事明白なれど、御品治國ありて、其內を治めたれば、穴國御品治は即穴國の管內にや、又婀娜國は安閑紀に見えたる所なれど、詳ならず、日本紀「婀娜（アナ）國膽殖（イホエ）屯倉、膽年部（イトシベ）屯倉」、この屯倉膽年部共に其名を存せず、もしくは和名抄深津郡大宅郷、安那郡大宅の郷に引きあつべきか、御料の屯倉の在るによりて、大宅と稱し、沿革して其後は郡家にも爲れるにや。

（穴國）

（□郷圖）

川明　　菅　茶山

川明如日落、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

大野郷（オホノ）　和名抄、深津郡大野郷。○今詳ならず、大津（オホツ）野村、春日（カスガ）村、引野（ヒキノ）村などに當る歟、大津野は大門、津之下、野々濱の三村を合併したる新號なれど、野々濱引野など云ふは、大野に因む所あり、郡の東堺にし、備中國小田郡に接し、海濱に當る。

大門（ダイモン）　今大津野村と改む、福山の東二里、大門の西谷、濱則に貝塚あり、古器土器を出せり、此地方に稀有の遺跡とす、（人類學會雜志）大門の南野々濱は、備中備後の國境、蔭平鼻に接す。

中海郷（ナカノウミ）　和名抄、深津郡中海郷。○今福山町の邊なるへし、即上古の穴海に沿へる江村とす、中海とは穴海の中間にして、穴海と其名義を同くす。

穴海（アナノウミ）　蘆田川の委口にして箕島（ミノシマ）を以て外海を相隔離す、往時は海潮北上して、石成郷中津原の邊まで通ひ、其以下は江灣の狀を成し、中に島山を擁したりと云ふ、之を穴海又は中海と名つく、安那（アナ）郡の稱之に由れり。

景行紀云、倭武尊、既平筑紫、而從海路還、到吉備、以渡穴海（アナノウミ）、其處有惡神、則殺之、

古事記云、倭建命、取吉備建、而上之時、穴戸（アナト）神言向和、而參上（この穴戸は景行紀に參照して、吉備國の穴海なるを知る、赤間關の穴戸（アナト）にはあらず）

（穴戸）

古事記傳云、安那郡に今海なけれども、其南なる深津郡は養老五年に分れたるにて、いにしへは其海まで、皆安那の國なりき。○福山志料云、深津安那はもと一國にて、穴の海と云ふは、今の手城（テシロ）水谷の海岸、山手（ヤマテ）中津原神邊の諸村まで曲り入りし所を云ふ也、即其近傍の地を、穴の國とし、地形まことに洞穴の如し。

深津（フカツ）　今深津村と云ふ、引野（ヒキノ）の西、福山市街の東とす、相接して手城（テシロ）、三吉（ミヨシ）の二村あり、皆近代の新墾とす。○福山志料云、深津の近邊は、謂ゆる穴の海の中にて、元和寬永の頃まで、渺々たる海なり、藥師寺の邊を西濱と云ひ、遠干潟なりき、蛙石と云ふ礁ありて、往來の船を損すること度々なり、一町四方計の岩なりしよし、今は田の中にのこりて、三間四方計にして、形蝦蟇のつくばへることし、正保年中に、水野侯千間堤を築て、市村引野深津等の新田を開かる。

深津島山（フカツシマヤマ）　今詳ならず、穴海の中央なる島山を云ふ、後世地勢變移して、海潮今は桑田となれば、今の福山近傍の田宅の間に、猶崛起したるは、古の島山の痕跡とも云ふへき歟。○福山志料云、穴海は正保年中水野侯の新開あらざる以前、福山のあたり皆海にて、離れたるは島、指出たるは崎なりし由なり、深津島山は万葉集に

路後（ミチノシリ）深津島山しばらくも君が目見ねば苦しかりけり、

路の後は吉備の路の後にて、備後なり、秋縣鏡にはかちのしりの深津とて、名所に擧けたり。

福山（フクヤマ） 今福山町、人口一万六千、大備の地と雖、水陸の衝に當る、蘆田川市に流れ、穴海南に湛へ、東方に吉津を過り、鞆道福山へ三十六町、廣島へ六十四里。

福山城址（フクヤマ） 福山町の西偏に在り、所謂る平城の制なり、今僅かに餘なれど、天主矢倉及び三重矢倉を存す。元和五年水野日向守勝成創管、封土十万石、元祿十一年曾孫勝岑に至り除封、松平下總守忠雅出羽山形より轉し、封土五万石、寶永七年阿部備中守正邦之に代て、封土十万石、世襲して明治維新に至る。

福山志料云、福山の城は水野日向守勝成創築する所なり、勝成元和五年に和州郡山より備後神邊城をたまはりて移り、城北にむかひてよろしからず、且しばしく攻拔れし城なればとて、同年八月に福山に移り、今の城の北鴻天神山に假屋を設けて、此處櫓を造らる、翌年元和六年にはしまり、八年八月に終る、はしめ侯みづから管内を巡見し、城地は品治郡の櫻山、蔵王権現、鞆島、深津郡の常興寺山、三所の内いつれにても然るへしとおほしけるが、櫻山は神邊の通路あし、とて常興寺を選び玉ふ、鞆島はゆるされずして、今の處にさだまる、寺をば廢して佛器をば今の胎藏寺に入れおさめ、そのあとに天守を立玉ふと云、地名は水呑村に蓑山と云地あるに因て、福山と改らる、又天主矢倉は伏見城の御矢倉を拜領にて、宗休公（勝成）の移し建てられしと云ふは非なり、全く宗休公の創始とす。

福城　　菅　茶山

閑殿對蓬洲、南渡清川抱郭流、芳草廣原群牧馬、夕陽外城代出舟、粗通闘賽河邊理、未遂江湖汗漫遊、城南[illegible]收晩、清[illegible]開窓、

舟過鞆島、接人、　越智　[illegible]

淡落相思天一方、箕山宛在水中央、故人曾帶知何草、無限春洲杜若香。

川口（カハグチ） 福山市街の南を野上（ノガミ）川口の二村とす、蘆田川の河口左岸にして、鞆島及び水呑に對す、蓋亦福山城經始以後の新開とす、元祿年中に御村名を見ず。

大宅郷（オホヤケ） 和名抄、深津郡大宅郷。○今の市村及び吉津村、千田村等、福山の東北を云ふ如し、蓋古の郡家にして、深津市と云ふも此とす。安閑紀の婀娜（アナ）國膽殖（イウ）、膽年部（イトシベ）の二屯倉の其一、亦此とす。

市（イチ） 市村は即深津（フカツ）市の遺跡とす、附大家郷の郡家なるへし、備後風土記に深津市見ゆ。福山志料云、市村の天神（テンジン）社は北野原に在り、その社家由緒書には、祭神一座少名彦名命とあり、小社なれども田地二段余、山林五丁の除地あり、延喜式、深津郡に須佐能袁神社ありて、其處をしらず、素蓋鳴尊を武塔天神とも申奉るなれば、此社ならんかと云へあり、醫王（イワウ）寺、號開甲院山、眞言宗、明王院末寺、初は阿彌陀か谷にあり、後此所に引しと云、古文書二通あり、一は土肥實平下知状、一は足利尊氏御教書なり。（明王院は草戸村に在り）

(深津市天神社)

備後風土記云、白雉天皇世、寶龜元年戊午冬十二月下旬、備後國葦田郡大山里人、品知牧人、欲買正月物、向同國深津郡深津市而往、中路日晩、次葦田郡於葦田竹原、而宿之焉、有呻音言、痛目矣、牧人聞之、竟夜不寢而踞、明日見之、有一髑髏、筍生目穴、而所串之、掘竹解遁、自所食餉以饗之言、吾令得福、到市買物、每買如意。

延喜式、須佐能袁能神社、深津郡と注すれば、此地市村天神たること疑なし、然るに今品治郡に疫隅天王社ありて、之を須佐能袁（スサノヲ）神と稱す、不審、延喜式の誤りにや、但し其風土記逸文に疫隅（エクマ）とあるは、江隈の義にして、地形は全く深津に合ふ、品治郡戸手（トデ）村の[illegible]にあらず、按ふに後世深津の舊祠廢へて、戸手村に於て古傳を唱ふることゝなれる如し、

(鞆祇園社)

釋紀云、備後國風土記曰、疫隅（エノクマノクニノヤシロ）國社、昔北海に坐し武塔（タケアラキ）の神、南海の神の女子をよばひに出坐けるに日暮たり、彼所に蘇民將來巨旦將來二人在りき云々、尙戸手村を參考すへし。

吉津（ヨシツ） 今吉津村と云ふ、市村の西とす、永徳寺の舊址あり。福山志料云、按に寛元三年録の末に、和尚行狀を載す、その中に一建武元年、備後州吉津平居士、捨宅爲道、落成竹居、迎師於顧專、師接其居慈三年矣、竹居捨宅爲師、名曰元亨、後改其韓、改額永徳寺、延文元年庚寅七月九日、有旨住壽命、不敢辭、自大元巡、歳甘五歳、在備作開、東寺舊居時居間、其地曰鞆島、吉津、安田、草村、其寺往巧西嗣、田舍、安園、草寶、吉祥也云々、安田は神石郡にあり、乃星峯（ホシノコ）山のある處なり、本文の二十五年と云内、このあたりに往來傳化せしなるへし、顧光寺を永徳寺とせし所、今の東の宮より嚴政寺邊内まで、ことくくその地なるよし、六郡志にみゆれば、頗る巨刹なり、しかるに顧光寺を弘宗寺へ[illegible]時、永[illegible]のうわさなきは、或は亂世に破壞して、境内をせばめ、もとの寺號を寺號にかへしにや、平居士と云者姓のみにて名字も傳へず。

蔀山（シトミヤマ） 吉津の邊に在り、天正十年、將軍足利京都を遁れ、西南に流浪し、此にて毛利家の接待にあひ、蔀山に閑居したり、今蔀山の西のかたなる、平らかなる岡これ也とぞ、室町殿日記に曰、義昭公云々、輝元御迎えて請待したまひ、さまざま饗應ましくて、備後の國に津と申す所に御殿を作り、五千石の知行を付させ給ふ、又按に名所方角抄、秋寐覺等に、蔀山を備後の一名所としたり、今備後國に蔀山と云所、外に二所あり、一は鞆の浦、一は出雲さかひなる高野山の邊にありと云、いつれの所なりや、櫻苗集に蔀あり、又山木與三左工門稲荷記、祇園正

鄰郡山石記等によれば、此山なる事疑なし、山は岩山の枝南に流れ出たる、平岡の一處をさして云、即蛇山中の一邱也、或は岩山すなはち蛇山なりとも云、いつれさす所少し異なるのみにて一山也。（福山志料）

福山風はおろせどほどぞす輩はかくれぬものにぞありける、（散木）

夏の日や風にはあけてしとみ山、（福山志料、水野勝成の子勝俊の發句とぞ）

千田（センダ）

市村、吉津の北にして、神邊驛に近し、（福山志料云、千田と市村の堺に千塚（センヅカ）と云ふ所あり、六郡志に此塚穴をば古人穴居のあとと云へり、然れども狹少にして人の住居し難き者もあれば、墳墓にも用ひたる故、塚とも云ひ來りしにや、）

神邊（カンナベ）

昔荘名にして、安那郡をすべたりと云ふ、今徒に川南（カハミナミ）、川北（カハキタ）の二村を神邊驛と云ふも、鐵道經由の所にあらず、福山の北東一里、備中の高屋井原に通する路程にあたる。神邊驛は又土俗に麓（フモト）と呼び、神邊城址あり、神邊を方俗カンナベ、又カンノベと唱ふ、蓋カンナビの訛也。

（南川）（北川）

到神邊驛　　廣瀬　旭荘

青松挾路暮風清、野色蒼茫已不明、庭質如山皆屛致、里胥登堠遠郊迎、一條空際囀蛙氣、千百星中人馬聲、側有書生隨行李、單身帶影渡長程、

訪茶山　　西山　拙齋

川南川北探餘花、日々逢迎醉紫霞、羨爾平生無俗累、交遊強半是僧家、

溪上晩歩

（山茶）

日落茶山外、翠光隔水多、欲吟橫上月、其奈暮寒何、

茶山（チヤザン）は神邊驛の詩人にして、名譽一世に震へり、茶山の號は道上村の古城址、秋丸山（アキマル）の形状、茶臼に似たるを以て、茶臼山と呼べるに取る、その墓誌銘に曰く「先生姓菅、名晉帥、字禮卿、通稱太仲、備後神邊人、就其家東北、第一壑、對黃葉山、西日黃葉夕陽村舍、又近茶臼山、故號茶山、素嗜詩、詩名大高、福山侯禮不屈、大宰命吏、敦聘至□、其學行兼茂状、拾陽俸禄、又命掌□師員、文化甲子□、名之東□、居□□□、□命撰福山志、詩尤其所長、務以實際、而不苟作、近時名手輩出、詩体一變、皆□其洪纖、風格高邁者、識者推先生云」。

神邊城址（カンナベ）

神邊驛の西北、道上村（ミチノウヘ）に屬す。福山志料云、神邊城は、□□太平記に神邊黃之上城とあり、山陽道に傍ふを云ふ、建武中興に、朝山備後守條就任國して、此城を開くと傳ふ、朝山氏は出雲朝山氏の一族ならん、其後山名氏の領國となり、（正平十七年の頃）應仁亂吉の比、再び山名氏の國となり、山名是豐又山名是休（近江入道）來り此に居るとも云ふ、陰徳太平記に天文七年七月、大内義隆の將、杉原宮内少輔理興は、神邊城主山名理興を追落し、其勳賞に當城を賜る、忠興後叛ありて雲州の尼子家へ通し、遂に本國へ退去す、平賀太郎左衛門尉隆宗代り、天文十九年より弘治元年まで在城、毛利家へ屬す。理興も再び毛利家へ歸順し、其養子播磨守盛重は殊に武勇の名あり、慶長五年、福島左衛門大夫正則當國に封せられ、其老臣福島丹波を以て神邊の城主に當させる。（一說大崎玄蕃と云へり）元和五年、福島氏□封、水野氏之に代り、當初神邊へ入部せしが、其後福山に築城しければ、神邊是より廢す。（一說黃葉山を神邊城址と云ふ、二城一名なるへし、道上秋丸山を先とし、黃葉山を後とする歟）○北越軍記に、福島丹後は備後神邊の城主と錄す、姓鍋はカンナベと訓む、神邊に同し。

地誌提要云、備後國、建武中、足利尊氏叛して西に走る、朝廷桃山條就を以て守護となし、神邊に治す、既にして尊氏東上し、州の豪族宮三吉諸氏悉く之に應す、正平四年、尊氏其庶子直冬をして鞆に居らしめ、中國探題と稱し、州事を知る、後吉野に歸順し、京師に入り、兵敗れて石見に奔る、十一年、山名時氏本州を略定し、終に足利義詮に降る、明徳の初、子氏清謀反して誅せられ、備中守護細川滿之、其子基之相繼て守護を兼領す、嘉吉中、時氏の曾孫持豐、赤松滿祐を誅する功を以て、守護に補し、其子是豐を遣て神邊に治す、文明中、宗家政豐（是豐從子）の其子俊豐、入て守護を襲く、傳へて政明に至り、天文七年、大内義隆に滅せらる。大内氏實錄云、天文十七年六月、毛利以下の國衆を以て、神邊の村尾城主山名宮内少輔理興を攻む、十八年三月、平賀太郎左衛門尉隆宗神邊陣中より建言して、一城を取るべきが爲に、大軍を客地に置くは不利なり、隆宗山名に宿怨あれば、隆宗に任せられたしと申請ふを以て、隆宗に攻城を命じ、諸軍は各國に歸かしむ、秋九月四日、平賀隆宗去四月以來我が一手を以て、村尾城を圍みて神邊に在陣せしが、病に罹りて七月三日死去せり、しかれ共家臣等其遺志を果さんと、攻撃すること怠らざりしかば、遂に城中力盡きて、この夜山名理興城を棄て遁る。（平賀家諸古文書）安西軍策云、天文十七年の夏、備後國神邊の城主、杉原宮内少輔理興退治、大内義隆より陶尾張守隆房を大將として、防長の軍士五千餘騎、六月廿日に神邊へ押寄、城中よりも足輕を出相戰、同二十三日吉川元春六百餘騎城際へ押寄、在家を放火せらる、爰に平賀太郎左衛門年來の遺恨有けるが、殊に陣中に付、神邊へ向城を築き、平賀を差置て惣軍開陣あり、平賀は天文十七年より十九年迄、三年の間互に守り居ける事なれば、其間退合度々の事ありしが、杉原終に城を明退、雲州へこそ下りけれ。

黃葉山（クワウエフザン）

神邊驛の東麓にして、神邊の古城址此に在り、近世菅太仲此麓に私塾を置き、黃葉夕陽村舍（又廉塾）と號したるより山名亦顯る、□唱はモミヂヤマ也。

神邊の黃葉村舍にやどりける時

山の名のもみぢにうつる夕日影さし入宿はくれもいそがず、　[illegible]

俵牛　茶山

俵牛[illegible]、清[illegible]付芻[illegible]、[illegible]自[illegible]、
[illegible]生[illegible]、[illegible]山[illegible]巾、[illegible]園[illegible]、郷在[illegible]人。
[illegible]多病、[illegible]時且放[illegible]、新[illegible]、往事[illegible]流、
[illegible]曲、西風古[illegible]、前途何可畏、天地有漁舟。

[illegible]　山陽

紙上[illegible]名[illegible]足蛇、漫[illegible]學桑麻、野橋分徑斜通市、
村[illegible]作[illegible]、[illegible]生字、行[illegible]花、
[illegible]已、時[illegible]白沙、

[illegible]　山陽

驛門右折路橫斜、亂柳疎篁[illegible]隱家、飛鴨不知人已近、
猶隨流水[illegible]梅花、

[illegible]黃葉夕陽村舍　佩川

[illegible]門、[illegible]、夕陽滿地[illegible]、
定是去年黃葉村、

延喜式、安那郡天別[illegible]姫神社は、今神邊[illegible]川北村の黃葉山に在り、（[illegible]三代實錄、元慶二年授位の祠とす、此神の此に鎭坐したるにより、[illegible]、名も起りたる歟。

拔原郷（ヌハラ）

和名抄、安那郡拔原郷。○刊本には拔屋に作る、今高山寺本に從ふ、[illegible]ヌバラと訓むべし、今其地を詳にせねど、強て推して云はば、川北川南等ならん。

（茨）續紀、養老二年の條に「停備後國安那郡茨城、葦田郡常城」とありて、是は茨（ウバラ）常（ツネ）と名づくる二城を廢止せられし也、此地方に特に城塞の設を爲し、兵戍を置かれん理由はなければ、必定稻城と云へる屯倉なるべし、且常は和名抄都禰郷とあるより推せば、茨は拔原郷とす、茨はウバラと訓むも、和名抄にヌバラとあるは、正訛の差別のみ。

大坂郷（オホサカ）

和名抄、安那郡大坂郷。○今詳ならず、[illegible]山志料に是は八尋村なりと云ふに據れば、上竹（カミタケ）田、下竹田、坪生の三村も之に屬す、川邊驛の東一里にして、備後國小田後月の二郡に接す。

（竹田）

乙巳二月、[illegible]神邊驛途上、　西山拙齋

三十里程行且歇、雪鴨波去入煙蘿、荒村春遍竹田外、
幾處桃花夕照多、

竹田路上　菅茶山

岡巒斷續幾村墟、澗草林花畫不如、一路斜遷山脚轉、
[illegible]隊相逢小籃輿、

坪生（ツボフ）

竹田の南にして、深津郡大門村に接したる村落也。桃花[illegible]葉云、備後國坪生庄、山名彼官人、大田垣爲代官、其後平賀預申之、每年々貢三千五百疋、無等也、山名書狀等在之、爲園中納言給恩之地、然而當時依當國錯亂、未入手。（坪生庄は、往時一條家の領有にして、平賀氏を下司とす、此平賀は神邊を攻めし人と同異を知らず）○大内氏實錄云、天文十六年四月、毛利小早川の軍勢、備後外郡五箇（ゴカ）庄に戰ひ、廿八日、坪生の要害龍王山を拔く。

高屋川（タカヤ）

菅田川と稱し、其水源は備中後月郡出部（イツベ）郷に屬し、西南流、高屋驛を經て、本郡に入り、千田（センダ）中津原の間に於て、蘆田川に合ふ、長凡三里、三谷、中條、加茂の諸溪皆之に注入す。

大家郷（オホヤケ）

和名抄、安那郡大家郷。○刊本に天家に作る、今高山寺本に據りて之を正す、其地今詳ならざれど、御領村などにや。○按に、安閑紀に「置婀娜國膽殖（イウエ）屯倉、膽年部（イトシベ）屯倉」とあり、大家は猶屯倉といふごとし、此郷は其屯倉の一所とす。

御領（ゴリヤウ）

今平野と合せ、御野（ミノ）村と改む、竹田の西北、神邊の北とす、御領と云ふは是れ往時勢家の私莊なりけるが、其名稱を失ひし者ならん。古刀銘鑑に「備後國安那郡東條庄、右近助國作、德治二年」などある東條歟。

○隱德太平記に、天文二十年七月、外郡の志川瀧山合戰、毛利等宮入道光音を追落すことを見ゆ、[illegible]山は御[illegible]村にして、志川（シカハ）は加茂谷に在り。（[illegible]山[illegible]料）

國分寺（コクブ）

今御領に在り、延喜式「備後國分寺料二万束、文殊會料二千束」と見ゆ、今[illegible]尾山と稱し、眞言宗を奉ず、其僧院尼院の差別を傳へず、蘆田の舊府を去る四里。國分寺由緖書云、昔杉原家の時、安那一郡に修營を課せしめ、二十貫の地を附して、香火を資く、其後福島が時、莊園悉く取上られ、延寶癸丑の洪水に流れ、草堂わづかに一宇殘れり、水野家舊侯、神邊湯付山の村を賜はり、杉原が舊例を用ひ、郡中に錢を募て、修理を加へしめ、延寶己未に成就す云々。

高迫郷（タカサゴ）

和名抄、安那郡高迫郷。○今詳ならず、道上湯田などにあたる歟、其訓はタカサゴと云へるにや、又タカハザマ歟。

道上（ミチウヘ）

今道上村と云ふ、神邊驛の西北にして、高屋川を隔つ、神邊道之上の城の事、隱德太平記に見ゆ、神邊城址を参考すべし、道上村の古城を秋丸（アキマル）と呼び、茶臼の形狀あり。

延喜式「安那驛馬二十疋」とあり、山陽道の大驛とす、和名抄に其驛家郷を載す、蓋道上村にあたる、驛路は後月郡井原より高屋川の北岸を經由して此に至り、品治の驛家に向ひしなり。

三谿郷（ミタニ）

和名抄、安那郡三谿郷　○今中條（ナカヂウ）村、廣瀬（ヒロセ）村なり、中條に大字三谷のこれり、御領村の北なる山中に在り。

（中條）

中條歸路　茶山

郊雲[illegible]山低、[illegible]松竹西、[illegible]野程人不見、
秧鷄何々隔林啼、

山野（ヤマノ）

三谿郷の北にして、備中江原川の上游なり、今本郡に屬すと雖、地勢分水嶺の陰に在りて、全く後

月郡の域内也。神祇志料に、此村の磐穴宮を以て、布都神社と爲す、不審。按に式内安那郡、多祁伊奈太伎佐耶布都神社、其名義は詳ならねど、布都とあるより推せば、布都の神に相因む者のごとし、延喜諸陵式に、大和國の石上布都大神宮の冬衣料に、備後國封戸稻を充てたる由見え、新抄格勅符にも備後戸を石上社神封に充てられし由見ゆ、共に布都神社の傍證と爲すへし、尚探索すべし。

加茂(カモ)　(下加茂)　今加茂村、下加茂村、法成寺村の三を稱る、三谿郷の西なる一溪にして、南北二里にわたる、俗に加茂谷と云ふ、其南は岩成村に至る、下加茂は山中の大村にして、福山町の北二里半。○或雜志に、備後國加茂郷小谷に、アケズノクラと名つくる石室ありと云ふは、此なるべし。

佐我(サガ)郷　和名抄、品治郡佐我郷。○此郷に充つへき地、今佐郷になし、蓋本郷の加茂の舊村にあたる歟、尚考ふへし。

石成(イハナリ)郷　(岩成)　和名抄、品治郡石成郷。○石成、今本石茂に作り、高山寺本石淺に作る、共に誤れり、今加茂谷の南、高屋川蘆田川の交會の邊にあたり、上岩成、下岩成、森脇、中津原の四村存す、是也。福山志料云、觀應二年八月、岩松備前守頼宥より、三吉少納言房へ與ふる狀に、石成上下の[illegible]事とあり、今の岩成村なり。

上成川上即事二首　菅　茶山

島嶼不完名、點々迷遠近、欲問呼傍人、已六歸與[illegible]
傍人指我意、指點白雲間、夕陽[illegible]半嶺、可是[illegible]明山、

蘆品郡

蘆品(アシナ)郡　明治三十一年、蘆田品治の二郡を合せ、蘆品の新號を建つ、今二町二十三村に分ち、治所は府中に在り、面積凡十二方里、人口六万餘。

品治(ホムヂ)郡　明治三十一年廢して蘆品郡へ入る、和名抄保牟知と注し、七郷に分つ、其石成、佐我の二郷は今安那郡へ入る。

(品遲國)　國造本紀に「吉備品治國造、志賀高穴穗朝、多遲麻君同祖、若角城命三世孫、大船足尼定賜」とありて、北國は後の蘆田品治甲奴等の地をすべしならん、古事記に、開化帝の皇子日子坐王を、吉備品遲君之祖と注したり、品遲は古事記に垂仁帝の御子、本牟知和氣命の爲めに、品遲部(垂仁紀に譽津部に作る)を置くとありて、即ち御名代地也、品遲君は部民を統領したまひ、其後國名に轉せる者とす、仁德紀に「[illegible]」とある雄鯽は、國造大船の子なるへし、今も一宮の神主、品治姓の後孫と傳ふ。

蘆田(アシダ)郡　(葦田郡)　(吉田郡)　明治三十一年廢して蘆品郡へ入る、品治の西に並び、即蘆田川の谷なり、續紀、和銅二年、「備後國葦田郡甲努村、相去郡家、山谷阻遠、百姓往還、煩費太多、仍割品遲郡三里、隷葦田郡、建郡於甲努村」とありて、甲努は本郡より分れしを知る、然れども葦田と品治は郡堺密接し、移動の三郷は今之を詳にせず。延喜式、和名抄葦田に作り、安之太と注す、正保國圖に葦田と書せ、消習して改めず、又吉田に作りしこともあり、是は葦蘆の[illegible]と相近けれど、吉を取れる也、拾芥抄、備後國吉田郡と云ふも、吉田の誤也。

靈異記に「時彼[illegible]、反現生形、而語之言、吾者葦田郡屋穴國郷、穴君弟公也、[illegible]伯父秋丸所殺是也、[illegible]吹[illegible]、我目甚痛、我父[illegible]家、有于屋穴國里一」と見ゆ、屋穴國はヤナクニと訓む歟、後世其地を失ふ。

品治(ホムヂ)郷　(坊寺)　和名抄、品治郡品治郷。○今坊寺、江良、倉光、中島、万能倉の五村なるへし、石成郷の西にして、蘆田川の北岸に居る、(福山志料云、坊寺は享保年中まで、法師と云ひ、即品治の訛なり)坊寺は府中の東南二里半とす。

服織(ハトリ)郷　和名抄、品治郡服織郷。○今服部村存す、品治の北とす、服部の事は、備中賀夜郡服部郷を參考すへし。○福山志料云、服部郷南木村に、蛇圓山あり、泉州の僧大玄、秋日登山の詩に曰く、

千疊[illegible]西州、疊嶂高[illegible]大海流、[illegible]煙氣斷、
龍王祠上白雲浮、九江雨[illegible]返、四國天寒[illegible]、
喚醒自忘塵俗意、欲尋幻世老林邱、

驛家(ウマヤ)郷　(近田)　和名抄、品治郡驛家郷。○今戸手村、近田村なり、品治郷の西に接す、近田に驛山、又馬宿山最明寺と云ふ寺あり、其寺に延文年の銘ある碑も在りし事、志料に見ゆ。

戸手(トテ)　此村大佐山と云所に石室多し、民家に近く最大なるを白[illegible]と云ひ、其室は人に入ること凡五間、[illegible]く石を以てたゝむ、里俗此は宿の長者の營築せし地なりとて、長山と呼ふ、里人往々古器を土中に獲ると云ふ。

江熊(エクマ)神社　〔福山志料〕　戸手に在り、牛頭天王社と稱す、神祇志料は式内須佐能袁能神社を之に引きあてたり、備後風土記逸文疫隅國社の故事を述へて曰く、昔武塔の神、北海に坐して、南海の神の女神許に幸す時、日暮たり、彼所に二人の兄弟ありき、兄は甚貧しく、弟は饒に富りき、爰に神

かの兄に宥満を告給ふに、惜みて貸奉らず、弟は借し奉り、宥満を崇とし、宥悦を御霊として奉りき、年經て後八柱子を率て還來て、汝か子孫其家に在や否問給ふ、弟答て曰く己女と婦と侍りと申す、宜く茅輪を腰上に着しめよと、茅の輪に着しかば、即夜弟の女子と婦と二人を置て、其兄か族を皆盡く殺し亡してき、時に詔く吾は速須佐雄神也、後世に疫氣在ば、汝か子孫と云て、茅輪を腰に着ば、免れむと詔りき。〇福山志料云、戸手村疫隅天王社疫隅は、天文十年の作にて「霙宿社再興記、備後國深津郡江熊牛頭天王」云々と題す、神社考、神社啓蒙、本朝諸社一覽等に疫隅の社は爰にありと見えて、江熊とは見えず、又江熊疫隅と通ずといふ事、隈と云字ならば、隈曲の意にてすみくまとも通ずへきや、いぶかし、江の字えきと訓しかたく、熊の字すみとも讀がたし、又江熊の郷深津郡に屬せしと云ふ事もいぶかし、深津郷と品治岩成二郷を隔てたり、然れども彼の伊勢大夫慶長三年配札帳をみるに、江熊の市、宮内新市場なとにつゞきたれば、昔よりの江の熊の地名はありしと見ゆ、但し天文十年の堅書には、深津郡の三字を、行の右によせて、細書したり、其言文に曰く

「備後國深津郡、江熊牛頭天王社再興之事、依瑞想、天文九年四月十日始新、同二十日成就、鑄鐵之事、同年八月十七日形作始、同月二十七日成就、於長者原鑄之、

(下略)

予時天文十年八月朔日　願主長岡五郎右衞門正重」

今按に疫隅社は、本來深津郡に在りしを、後世故ありて此に移せるなるべし、猶舊名を冠らせて江熊と稱するも、戸手村は蘆田川に沿へど、江と云はるべき所にあらず、江隈は深津郡の在名に出づ、又特に江隈社ありと云ふは採り難し、是は江の假借にて、エキとよむべからず。

神田郷（カムタ）

和名抄、品治郡神田郷。〇今新市村并に、網引村是なり、戸手の西にして、神谷川の谷を占む、網引村大字安井に三代實錄、貞觀二年授位の備後國神田神鎭坐す、之を石疊社と云ふ、(福山志料)本處は後世吉備津宮あるを以て、宮内郷と云へり。

(宮内)

新市（シンイチ）

今新市村と云ふ、府中の東一里、神谷川此にて蘆田川へ入る、宮内郷に屬し、江隈の市とも稱したり、古城址あり、即一宮櫻山の城なり、宮氏之に居りぬ。

福山志料云、太平記宮入道とあるを、天正本には、宮入道々備と爲し、古城記には宮下野守兼信と爲す、太平記に見ゆる宮内合戰も、新市の事とす、宮氏歷世相續して、天正中に城主絶ゆ。〇大日本史、元弘元年九月、備後人櫻山茲俊、舉一宮城、起義兵、是冬笠置陷、茲俊聞事不成、詣吉備津神祠、先刺殺妻子、火祠而後自殺、初茲俊深敬此神、常欲新其宮、而不果、欲立功邀賞、以給其費、及敗死、恐神在宮毀、朝廷嘉惻也、延元中、又有櫻山左近將監者、擁備後、以勤王。(太平記)〇志料又云、櫻山氏の事、太平記古合冊書と云もの、中に、櫻山はもと宮氏也、城地の號によりて太平記には櫻山入道と記す、寶名滋俊とは陰德記に見ゑたりと云、宮氏の人その後に多し、みな支族なるへし、吉備津宮略記に「備後國義士、櫻山四郎入道の後傳記戸王之筆要、而得鬼一義經之所秘實楠正成寶書」云々、又註に淺見安正か講義錄を引て、楠正成得鬼一法師傳、於櫻山四郎と云ふ、これにてその才學をみるへし。

(一宮城址)

太平記又云、正平十七年、宮方のもの、備後へは富田判官秀貞が子息、彈正少弼直貞、八百餘騎、出雲より打ち出でたるに、江田、廣澤三吉の一族馳せつき、宮下野入道か城を攻めんとする處に、石見國より足利左兵衞佐直冬五百騎ばかりにて馳附に力を合せんと、備後の宮内へ出られたりけるが、下野入道は之を潰に寄せて、遂に討せてこそ、子息下野次郎氏信に五百餘騎を差しそへ、佐殿の陣を乘りて御座す宮内へ押し寄せ、散々攻めけるに、佐殿こと大勢ぞも立足もなく打負たり。〇今按に、吉備津社寺貞治四年文書に、左近將監と云ふ名あり、太平記に見ゆる櫻山左近將監なるへし、一宮社記には永和年中、宮左近將監當宮を再建すと云ふ、宮櫻山は同姓氏族と爲す、又本來は品治姓なること、神社の條に見ゆ、此神主の家の累代兵事に從ひし事は、安西軍策「天文三年二月上旬元就朝臣備後宮下野入道か城を攻む、宮子丹下一族志を一にして、城を堅固に守、中々可落も見えねば、同年七月に降伏す」とあるにて證すべし、宮氏の支族數可東條にも據したり。

網引（アビキ）

今宮内安井を合せ、網引村と云ふ、宮内に網引の字ありて、續紀「神護景雲二年、備後國品治郡人網引公金村、年八歲喪父、哀毀骨立、孝丁母喪、追遠盡禮、賜爵二級、復其田租終身」と云ふ孝子の事を傳ふ、蓋此地歟、網引神田等の三郷は、一時葦田郡に入りしこと、續紀和銅二年の條に見え、後亦品治郡へ入りし歟。

吉備津神社（キビツ）

今網引村大字宮内に在り、一宮と稱す、延喜式に列せず、百錬抄に「寛喜元年備後吉備津宮燒亡、御躰以下皆成灰燼」とあれば、此時に至り、已に官社に預りしを知るへし、後世或は南宮大明神と稱したり。〇福山志料云、吉備津彦大明神は、始め吉備中山にのみ鎭坐ありしを、三國分立の時、各國にわかち祭ると傳ふれど、延喜式には備中のみ見え、前後二國は載せず、國中最大の社にて、其殿に洩れしは、延喜以後にわかち祭る故なるへし、供備中興寺には、永享十年の寺領證文、及び歷代の古證文あり、又本社花瓶銘に「康曆三年辛酉願主藤原資紗」合幣殿に「大永二年壬午樓越同州西條保云々」とあり、又樂人許狀の尾に、

弘安六年十月二十六日　左近將監品治兼方

とあれば、本社神主は品治姓なり、俗說小野宮大臣の後裔と云ふは信し難し、永仁五年の古證文、平氏阿彌氏の兩判には

充賜有木郷

右兔田守先例可令領知事云々

とありて、神主を有木氏とも云へるにや、明應五年又永正八年の證文に有木の某と署名す。(有木山は備中の一宮に在り、有木郷は其地なるへし)

櫻山（サクラヤマ）　吉備津社の神山を云ふ、人類學雜志云、櫻山に洞窟あり、其口東に面ひ、入口の高さ六尺許、穴に入れば左の方に一穴あり、暗黑にして深さ八九間もあるへしとぞ。太平記に見ゆる一宮の神主は、此地名を冒へし者也。

神谷川（カムダニ）　藤尾村（フヂヲ）(今蘆田郡吉備郷に屬す)に發し南流、新市村に至り、蘆田川に入る、長四里、神谷は新市宮内の舊地名神田（カムタ）の訛れるならん

狩道郷（カリチ）　和名抄、品治郡狩道郷。○今詳ならず、宜山（ムベヤマ）村に擬すへし、蘆田川の南にして、沼隈郡の堺に至る。

宜山（ムベヤマ）　今村名に存す、今岡、山守、大橋等大字あり、其峰を武部山と呼ぶ、福山市街の西北一里許に望むへし。今岡（イマヲカ）に大藏明神あり、是は三代實錄、貞觀二年授位の社也(神祇志料)福山志料に、散木奇歌集の「むへといふとまりにて云々」の詞を援き、むべの泊は此山の西、松永（マツナガ）あたりにてよめる歌と說けど採り難し、此山の名より移りて松永の浦をむへの泊と云ふことと、遠[illegible]に過きたり。

蘆田川（アシダ）　世羅郡藏宗（クラムネ）村(今神田村に屬す)に發し東流、太田川と云ひ、甲山驛を過ぎ、屈曲して蘆品郡へ入り、御調川及び神谷川を併せ、深安郡へ入り、高屋川を併せ、南流福山の西を巡り、川口村と水呑村の間にて、海潮に歸す、長十六里。蘆田川の河口は、渟鳴其前方を遮り、灣海の狀を成す、往昔此河海の間、江水尙廣くし、東北に汎濫し、之を穴海、又中海と曰へり、近世に至り地形大に變ず。

稀に來てあかず別れしあした河淺てにみなと流るゝ(夫木)

立歸るあしたの濱の濱の千鳥こひしき波にねをのみぞなく(夫木)

佐味郷（サミ）　和名抄、蘆田郡佐味郷。○今詳ならず、國郡考に相方村なるへしと曰ふ、然らば蘆田川に南方なる諸村を指す歟、今福相（フクサウ）、有磨（アリマ）、栗生（クリフ）の三村と爲る。

相方（サカタ）　今福田村と相併せ、福相（フクサウ）と改稱す、新市の西南なり、相方城址は遺形現然たりし由、福山志料に見ゆ、曰く「城址を取め所々の古城は、石垣多く崩したれど相方石垣全くして、馬出・堀のさまと遺れり、有地氏の家の子の居れる砦にして、天正の頃には、有地氏部少輔元盛こゝに居ると傳ふ」。

有地（アリチ）　今作原（タラ）村と相併せ、有磨（アリマ）と改稱す、相方の南西なる山村也、作をタラと[illegible]、[illegible]、[illegible]を援き、[illegible]に「[illegible]、讀作字也」[illegible]、[illegible]其木[illegible]有[illegible]」曰へり、作をタラと訓むも、古[illegible]通する所あり。

(作宮)

有地の有地氏は、大永中[illegible]、天正中民部少輔元[illegible]など傳ふれど詳ならず、毛利家の麾下と爲り、慶長五年此を退きて、子孫[illegible]に[illegible]したりと云ふ。

栗柄（クリカラ）　今土生（ハブ）村と相併せ、栗生（クリフ）と改稱す、相方の西とす。[illegible]の南宮明神は、或る所一宮に同じ。六郡志云、此社に古木像男女子像數あり、本殿大[illegible]若宮の殿に「南宮大明神御寶前、[illegible]相國寺法門中高(不名記す)寛永二十九年壬寅十二月」と錄す云々。

驛家郷（ウマヤ）　和名抄、蘆田郡驛家郷。○今詳ならず、此一驛は府中より御調郡宮度驛に通ふものと知らるれば、栗柄柞摩などの山中なるべし。

蘆田郷（アシダ）　和名抄、蘆田郡蘆田郷。○今府中町、出口町及び國府村蓋是なり、蘆田川の北岸とす。

府中（フチウ）　今府中町、國府村の二區と爲る、福山の西北五里尾道の北六里とす、山中の小繁華とす、戶數一千五百、此地福山藩政の時、府中の名稱を忌み、命じて府（フ）川（カワ）と改めしむ、而も土俗なほ府中市と呼びぬ、近時復舊國府の名をさへ起したり。

(府川)

備後府は延喜式、和名抄「國府在蘆田郡、行程上十一日下六日、上中國、管十一郡」と見ゆ、○福山志料云、吉備津宮古書に「願主府中與保戶村上之坊」とありて、其外に吉田郷とあるは、即府田を吉田とも曰へる也、與保戶（ヨホト）は今栗柄土生の二村混入す、御府川の村は、古府中の跡なれば、國府學校の屋舗などを傳ふべきに、今はそこと云ふことを知る人なし、唯或は陶銅の古器敗瓦等のもの、土中より出つる事あるのみ。

中須（ナカス）　今國府（コクフ）村と改む、府中の東にして、新市宮内に接る、昔中須の異尾谷に、異尾明神、皇太子明神の二社ありて品治氏の[illegible]なりしに、後世宮内へ移したりと、六郡志遺書に見ゆ(福山志料)

出口（デグチ）　今出口町と云ふ、府中市の北に接す、舊は府中の屬邑なり、三台（ミダイ）山に、延喜式、蘆田郡、賀武奈備神社存す三代實錄、貞觀元年授位の祀とす。

廣谷郷（ヒロタニ）　和名抄、蘆田郡廣谷郷。○今廣谷村存す、府中の東にして、中須の北とす、大字町（マチ）に總社

(町)

小野宮明神あり、總社は即古國府の遙拜所にして、諸州と同例とす、小野宮と云ふは、後世總社に配祀せる者にして、俗に宮內神主の遠祖と傳へたり。

都[illegible]郷（ツ[illegible]）　[illegible]、[illegible]今[illegible]村、[illegible]川の上[illegible]す。

（常）

[illegible]一[illegible]年、[illegible]」とあるは此地と[illegible]にして、[illegible]べし（福山志料云[illegible]村[illegible]宮大明神は、土人一宮に亞等せしめ、二宮と云ふ、又新宮に作れど、延喜年中の棟札に眞宮に作る、社の邊の田圃の中より、種々の祭器を掘りいだす。

藤尾（フヂヲ）　[illegible]北、[illegible]谷川の[illegible]なり、[illegible]式、[illegible]田郡、[illegible]依[illegible]社は、此村の[illegible]尾[illegible]に相當す。（[illegible]社[illegible]）

葦浦郷（アシノウラ）　和名抄、[illegible]田郡葦浦郷。○今阿字村及び木野山、行縢、岩谷、河佐等村なるべし、名は[illegible]田の[illegible]にや、不審。

木之山（キノヤマ）　府中市の北二里、甲奴郡に通ずる山路にあたる、今木野山村と云ふ、此村の北に行縢村あり、西に阿字村あり、山中[illegible]しく（上下驛の東南三里）今河[illegible]を合併し、河佐村と改む、府中市の西一里餘、太田川の邊に在り、世羅郡界にあたる、溪流れ岩[illegible]ち、山水清奇なり、又[illegible]氏の古[illegible]あり、太平記に[illegible]氏の事見ゆ。（福山志料）

久佐（クサ）

父石（チチイシ）　市の西南にして、太田川御調川の合流にあたる、今目[illegible]、上山等と合併して岩谷村と改稱す、府中一書に、此村土[illegible]からず、石[illegible]に耕作して之に食ふ、故に父石と云ふと説けり。

父石村　　　　菅　茶　山

父石々[illegible]村、一瀬鳴岸根、[illegible]鳴[illegible]山午、晴[illegible]花[illegible]

沼隈郡

沼隈郡（ヌマクマ／ヌナクマ）　深安[illegible]品の南にして、御[illegible]の東なり、三方海[illegible]に限られ、半島の[illegible]あり、[illegible]七方里、一町村[illegible]村に分つ、走島田島等の[illegible]村之に屬す、人口すべて八万三千、郡治は鞆に在り。
[illegible]は和名抄[illegible]乃久萬と[illegible]たり、然れども延喜式に沼名前[illegible]の在るを見れば、[illegible]久萬と訓むべきに[illegible]たり、後世ヌマクマと唱ふ、[illegible]土記逸文に見ゆる、江隈（エクマ）を、沼隈に混同する説あれど、[illegible]し。名[illegible]不詳。

津宇郷（ツウ）　和名抄、沼隈郡津宇郷。○今津之郷（ツノガウ）村存す、山手（ヤマテ）村、郷分（ガウブン）村、草戸村、神島村、佐波村、水呑村等皆古の津宇郷なるべし、蘆田川の河に右岸にして、江津の[illegible]に合へり、[illegible]津[illegible]の[illegible]海の西に臨む。

神島（カシマ／カムシマ）　今村名なり、福山の正西にして、蘆田川の邊とす、福山志料に之を以て萬葉に見ゆる神島濱と爲す、（又神武帝の舟師を[illegible]たまへる高島も、此と云ふは、[illegible]れり）草戸村、佐波村に近接す。
神島村は、水野記に、水野氏の初めまでは、こゝへ八反帆の舟來りしとみゆ、岡本氏筆記に、草戸水呑、此あたりむかしはおしなべて神島といふと云ひ、今按に、元和の頃まで、此邊皆海にて船着の港なり、福山成城の後、町家を城下にうつし、神島三町とす、こゝに殘りたる人家を、古神島と呼ふ、今時相撲芝居など興行あることゝ、宮内、鞆、劍宮及び神島は許可せらる、是れ昔より市[illegible]を成せし例によるにや、長嘯子九州道記にも、かしまと曰へり。（福山志料）

[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]を、往[illegible]りては、[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]、[illegible]に、吹かず、立浪ものとにたたず、かしこみや、神之渡（カムノワタリ）の、[illegible]する[illegible]に、[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]に[illegible]て、[illegible]なく、[illegible]したる君は、[illegible]の、[illegible]子にまちらむ、[illegible]の、[illegible]もあらむと、家[illegible]へど、家道も云はず、名を問へど、名だにも告らず、誰が言を、[illegible]しとかも、[illegible]、[illegible]を、直[illegible]、月よ[illegible]をきよみ神島のいそのうら[illegible]すわたは。（万葉）
按に神島は古へかむ島と呼びしを、其[illegible]ンを省き後世はカシマと唱ふ、此神之渡とあるは、穴海の渡に同じ。

草戸（クサト）　神島の南なる江村とす、明王院と號する眞言[illegible][illegible]あり、中道山[illegible]寺と稱し、本[illegible]音、大同年中の草創と傳ふ、其寶塔の露盤銘に、貞和四年と識したり、本州の大坊にして、末寺四十六所を管帶す。（福山志料）

（院王明）

草戸明王院、分韻、　　　西山　拙齋

過[illegible]、[illegible]、遠[illegible]、晴川[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]。

太平記に「[illegible]後[illegible]、[illegible]より上洛と聞こえければ（[illegible]二年）正月十五日、上杉[illegible]正少[illegible]は、其勢二千餘[illegible]井[illegible]より打立、[illegible]を[illegible]ては[illegible]けん、[illegible]山を打越し、後陣いまだ龍山の北に支たりけるを、上杉は後陣[illegible]山か[illegible]の[illegible]目に[illegible]て[illegible]を作る」と見ゆ、此草井池をば一書に草戸に[illegible]引したり、不審。（草戸村の半[illegible]に[illegible]穴あり、其[illegible]の[illegible]二間[illegible]三間、天井は[illegible]を以て覆はる、（人類學雜誌）此近村所々に古[illegible]在す。）

水香（ミツノミ） 草戸の南、蘆田（アシダ）川の口にあり、蓑島（ミノ）に對す、法華宗妙顯寺、正平十一年、僧日像開基と稱し、地方の名藍なり。

横尾過道光上人　　茶　山

鶺兒山畔鳥聲愁、鵑子橋邊柳色稠、迸者不知橋下水、隨君直到綠蓑洲、

蓑島（ミノシマ） 蘆田川の河口に在り、方十八町許、人口三百五十、今水呑村に屬す。平語云、能登殿教經は、讚岐の八島に着き玉ふよしきこえしかば、伊豫國住人河野四郎通信も、安藝國住人沼田四郎は、母方の叔父なりければ一つにならむとて、安藝國へ押渡る、能登殿此由を聞きて、八島を立て追はれけるが、其日は備後國蓑島といふ所に着て、次の日沼田の城へと寄られける。

熊峰（クマノミネ） 水呑村の西濱にして、沼隈郡の中點なる高峰也、其山中に熊野村あり、峰の南方を山南村とし、北方を瀨戸村とす。

（長和） 延喜式、北古佐須伎（ヒコサスキ）神社は長和（ナガワ）村の□山に在り、□山郷に屬す〔神祇志料〕長和は今瀨戸の大字にして、（後宇多院御領目錄に、備後國長和庄）熊峯の麓とす、諫山とは熊峰の南北を指したる歟。

諫山郷（イサヤマ） 和名抄、沼隈郡諫山郷。○今山南村、鞆津町等歟とおもはるれど、不詳、豐前國に同名の郷里あり。

鞆（トモ）（鞆津） 今鞆町、人口一万、瀨戸内海の大津にして、古より其名著る、福山の西南三里、其港形巴字形を成すを以て或は巴津（ハシン）と稱す、巴鞆邦訓同し、水路志云、鞆津（トモノツ）は備後灘の北濱に在りて、走島の北西方に當る、港口に防波堤を築き、又玉津島より東方へ向け、長さ一鏈未滿の防波堤を設け、南方より來る風浪を保障す、港内は水深二尋に滿たざるが故に、小舶の碇泊に適するのみ、然れども此地方に於ける最繁盛の商港なり、泉水島（センスヰ）（一作仙醉（センスヰ））（仙醉島）は鞆津の東なる一大樹嶼なり、又玉津島（タマツ）は鞆津口の南二鏈にある小嶼にして、大船は玉津の南東に泊すへし、津輕島（ツカル）は玉津島の北西方にある樹嶼なり。

太宰師大伴卿、向京上道之時、作歌

吾妹子の見し鞆津の天木香（ムロ）の樹は常世にあれど見し人ぞなき、〔万葉〕 羇旅歌 よしよきて又還り見むますらをの手に卷き持てる鞆の浦廻を、〔同上〕

風雅集、九月十二日の夜、いつくしまへまかりするに、備後の鞆（トモ）といふ處にて、海邊の月といふことを

あたら夜の月を獨ぞなかめけるおもはぬ磯に浪まくらして、　藤原　公重

此津は古代蕃客接待の海津なり、近世の韓使の來往にも之を經由せり、日本後紀「延暦二十五年勅、備後安那國周防長門等國驛館、本備蕃客、瓦葺粉壁、頃年百姓疲弊修造難堪、或蕃客入朝者、便從海路、其破損者、農閑修理」なとあるにて、海陸共に蕃館の設備ありしをおもふへし

○海東諸國記云、光吉、戊子年、遣使來朝、書稱備後州友津代官、藤原朝原光吉、以宗貞國接待（光吉は友津の土豪なりし歟）、○西國寺宜久海路記（天正中）大内を出て鞆に泊する十三里なり、鞆に着、宿は□□宇兵衛、あぶと云所にて、

世の中はあぶとの神を請待の浮ぬ沈ぬともに行哉、

藝州官浦御五十艘許上る、鞆□□に一艘を宜る、警固大將は井上又左衛門尉、又其外數々なり。

夜發鞆津、中村子□送至港、

夜燈浮海遠無涯、□□□中路轉□、回望岸頭燈一點、知君目送未歸家、　賴　□莊

沼名前（ヌナクマ）**神社** 延喜式に列する古社なり、今鞆津の祇園牛頭天王社を以て、之に充つ、一説に、是即書紀に引ける、風土記逸文の疫隈（エノクマ）社なりと云ふ、共に詳ならず。末社に渡守（ワタシモリ）明神あり、神祇志料は之を以て沼名前神と爲し海神を祭ると推斷したり、近時牛頭天王の本祠を改めて沼名前と爲し、國幣小社に列せしめらる、鞆津の山頂に搆營し、壯麗の祠堂也。

福禪寺（フクゼン） 鞆津に在り、海山の勝景を攬り、特に一樓を置く對潮と號す、江戸幕府の時、朝鮮信聘使の往來、毎に此港に由り、使節を迎て、接待したりければ、韓客日東第一形勝の六字を此寺に題したりとて、文場の一典故と爲りぬ、仙醉島、即寺樓の下に横たはる。

晩登福禪寺　　廣瀨　旭莊

小邱似鯨背、突然起海濱、古寺枕其上、縹緲隱松筠、飛甍霞外露、夕陽海面均、暝色眇歸鳥、波光閃遊鱗、浪沒人馬影、空濛道路隣、潮聲出孤嶼、片帆入遠津、晩風吹鴉散、獨遊易傷神、明日向何處、搔頭歎羇身、

福禪寺寓居、次韻　　河野　鐵兜

百□□□□、行□又寄去年樓、讀□□□□山寺、商□□□□岸舟、衣帶□香非□福、酒□□氣□愁、□□今日知誰共、□□□□□海鷗、蓬□□□□□進、一水□□不□□、古洞有時□□見、□□□石花開、月明□□□□□、□□女□□□來、自□□□□飲□、□□□流□□□、

□仙□樓詩、用前韻訪莊詞、　　鐵兜

備□山北古□□、十□之外一□□、松生□年何限、□去□□日□回、雨□□□□□□、月中□影現樓臺、海岸□□稍□絕、□向□□□□□、我□□衣遊仙去、弱水一□□無□、大□□□□正月、□□□□□□來、□□□□□頂□、海□□□□□□、古□□位□水仙、寶□如花自□□、行□□□片□□、□□□□一□□、奇文□□□代碑、□求完字無一二、或傳□□終不還、□市三千此□□、□古□□午至□、坐□江山□有□、□□下□□□□、樓前□□訪主人、主人日□□□□、

堂十岸波清遠香、老僧同余天上遍、閒喚故識世間貸、曾十目俗奈十期、不敢奚異與他三、依舊渦洄山亦詑、樽上便外今相口、個富之山今猶古、個富之椽□新、山分樓分豊淸倚、支持一係主人公、留額數詩殊不俗、其余東海關已任、大院津試餘味淺、謝正旺時筆相續、旦行行主掃雲真、當之今日初管借、所傳書生時姓名、曾□君家長生可、不知今日復何續、登山客樓仰補足、一篇二百六十言、字無定體信手錄、壽内標筆數最星、今後此船向誰囑、

安國寺（アンコク）（小松寺） 鞆津の禪院也、曆應年中、足利家の創建にして、寶の□靈にも見ゆ、塔婆を小松寺と云ふ、安國寺の本尊釋迦像持三尊と共に、一後光に並び列し、其高五尺餘、朝鮮國より傳來したり、其舶作本邦尋常のものに同しからず。又小松寺（コマツ）と稱する古刹あり、太平記に載せたり、俗に平重盛創立と云ふは附會ならん。

豫章記、河野通信は貴を奴可入道西寂に討せ、宿念を含たる計にて、月日を送る處に、奴可入道備後國に恩賞給て、榮花の餘に、鞆浦に出て、室高砂の遊君を集め、山海の鱠蹄を集て、連日酒宴をしける、通信蛸のまわり三尺餘なるを設、是は與州今治の海人也、御遊宴の由承及間可然者を求得て持參すと申ければ、西寂幕の内へ呼入て對面し、盃を出さんとする處を、桑原入道宗賢飛入て、西寂を生取り首を刎ける云々。(按にこの文は、平家物語卷六、備前判官の條より出たる者とす、平書には蛸の事なし、盛衰記卷廿五にもなし)○太平記に「延元元年五月一日、足利尊氏安藝嚴島へ船を寄せられ、三日參籠し其結願の日、三寶院の僧正賢俊、京より下りて、持明院殿より成されける院宣をぞ奉りける」と錄したり、然るに保曆間記に、院宣尊氏に到來、梅松論には備後鞆に到來とあり、いつれか是ならん。又南山巡狩錄云、右兵衛佐直冬は、父尊氏と快からず、正平四年、西國の探題となり、多勢を引率し、後國に赴く事も、皆直義の推擧によれる因なりと聞く程なく備後國鞆に下着し、六ケ國の成敗を司る、(太平記圖大曆)高師直中國の大名を語らひ、杉原又四郎(利孝)をして鞆を攻め落さしむ、直冬逃れて筑紫に赴くと聞えし。(太平記)

大可島（タカシマ）城址 鞆の市街の南にして、今陸地に接續し、人家建て連なれり、周百七十間、圓福寺の境内を以て其故址とす。(福山志料)太平記、曆應三年の秋、金谷經氏、豫州河江（カハノエ）の船軍引分れとなりて後、備後の鞆へ押し寄せ、大可島を詰の城に拵へ、鞆の浦に充滿して、武島（ムシマ）小豆島（アヅキ）の御方を待つ處に、備後備中安藝周防四箇國の將軍方の勢、三千餘騎にて押し寄せたり、宮方は大可島を後に當て東西の宿へ船を漕ぎ寄せて、打てはあがり〳〵荒手を入替へて戰ひたり、將軍方は小松寺を陣に取りて、濱面へ騎馬の兵を出し、懸合ひ〳〵揉み入りたり、互に戰ひ屈して、十餘日を經ける處に、伊豫の土肥が城を攻め落され、世田の城へ懸ると聞えければ、大可島を打ち棄てゝ、伊豫へ引き返す。

鞆は萬葉に見え、當時已に海驛たり、今に至りて形勢依然、備後灘の商港とす、戊子入明記に鞆津御合船宮丸千斛とあるを見れば、當時も尾道兵庫下之關などに比視したる埠頭とす。

鞆鍛冶は、貞家を祖とす、應永中の名匠にして、「鞆浦住藤原貞家」と銘するものあり、子孫に家次貞次等あり。(古刀銘鑑)

走島（ハシリ） 鞆津の東南三海里に在り、方半里許、人口六百、今走島村と云ふ、宇治は其東南に傍ひ之に屬す、鞆鮑列島の西限にあたる。

義滿嚴島詣記云、ともの浦の南にあたりて宇治はしりと云ふ島々あり、箱のみさきと云ふも侍る、

へたてゆく八重の鹽路のうら島や箱のみさきのなこそしるけれ、

阿武戸（アブト）（阿伏兎） 又阿伏兎に作る、或は口無瀬戸と云ふ、鞆津の西一里、千年（チトセ）村大字能登原（ノトハラ）と田島の間なる海峽なり、其埼を觀音埼と云ひ、大士閣あり。福山志云、阿武音瀬戸は、備後灘の東方より尾之道に通するものなり、其潮さ二鏈にして、無碍なりと雖、其潮流頗し、漲潮は南方に向ひ、落潮は之に反す、鞆戸より尾之道に至する小船は、能く此水道を航過す。

盤臺寺（ハンダイ） 阿武戸の觀音堂なり、海峽の上に架す、水濱より磴道を開き、廊を造り之を蔽ふ、半腹に鐘樓を架し、上頭に堂閣あり寶樓あり、海山の眺望最も絶也。

月夜舟中、望阿伏兎觀音閣、　玉山

大士高閣潮之湄、磴道懸崖同夕陰、□寶□出同月上、帆過牛渚揺流深、雲霞綺□翠湖色、鍾氣□鏡□竹林、祠是時々□女至、諸天仙梵□潮音、

阿伏兎所見　儕川

松攫岩肩瀾嚙脚、上看縹緲之飛閣、定知呼喚有仙人、雲外驀囘双白鶴、

義滿嚴島詣記云、卯時に尾の道御舟出、あぶとゝいふせとあり、おな風はげしく浪高かりしかば、舟どもものほをおろして、漕かさねしかば、手ざはどもさびしくとりて、漕ぎ過たり、此邊は島一南方へさし出て、北の山々のあはひのほそき所を、おし回す所なり、海賊とて白浪のたち所なりとぞ。

口無（クチナシ）（能登原） 福山志料云、敷名より能登原（ノトハラ）の間(今千年村の中とす)南に田島横たはり、北には常石、草深（クサフカ）(今千年村に屬す)の山を負て、難風の當かゝり場よき所なり、草深の新涯出來ざる以前は入海なれば、かゝり場猶も潤かりしにや、山上より見わたして、出入の口みえさる所なれば無口のとまりと、昔よりいひけるよし、岡本氏筆記にも、左右前後山にて引つゝみ、出つべきくおみえざる故名つ

けしなるべしといふ、今按に艸深寄の宮のあたり、もと海なれば、このあたりにはあらずや。

口なしのとまりときけば身にしみていひもやられぬ物をこそおもへ、〔俊頼家集〕

敷名（シキナ）

福山志料云、敷名泊は口無泊の別名なるへし、平家物語に見ゆ、千年藤の古跡は常石村に存す（今千年村大字常石）平家物語に、御舟厳島より返り、備後の國しきなの泊に着せ給ふ、此所は去ぬる應保の頃、一院御幸の時、國司藤爲成か造たりける御所の立けるを、入道相國御設にしつらはれたりしかとも、上皇それへは御幸もならず云々、岸に色ふかき藤の、松の枝に咲かゝりけるを上皇叡覽あり」云々と述へたり、源通親の御幸記、又源貞世の詣記にも、此地の勝景を賞せり、後天覽の藤は今に千年藤と名つけて古跡とす、

千年へむ君かかさしの藤波は松の枝にもかゝる也けり

これは通親卿の御幸記にも見ゆ、又堀川百首に藤波の關とよめるも此なるへし、舊説播州と曰へるは誤れり、

追風にいたてに走れ筑紫舟しきなみの關せきとむるとも。

梔子瀬　菅茶山

荒山何處舊行宮、島寺沙樹煙靄中、一去龍舟春幾度、紫藤花落暮潮風、

梔子は木名にて、クチナシと云に同し、一書に梔子瀬戸にイチコと注したるは疑ふへし。

常石（ツネイシ）

今千年（チトセ）村と改む、山南村の南にして、口無瀬戸の西北岸に在り、伊勢大輔家集に

筑紫の路に、つねしと云所に、海士の鹽焼く所、

秋はきり春は霞に立まじり鹽やく煙つねしとぞ思ふ。

常石の寶田院は、山南光照寺の隱居庵なりしが、近世爭論ありて、光照寺を離れ、東本願寺に屬す、[illegible]上人の弟子相州明光房の開基とぞ。

山南（サンナ）（光照寺）

鞆の西北、熊峰の南なる山村也、浄土眞宗の古刹光照寺（クワウセウ）あり、是は親鸞の弟子、關東六老僧の隨一、明光房の創建にして、鎌倉殿より山南庄を賜與せられ、盛大の念佛道場なりしと云ふ、近世に至るも其末寺は備後百八十六寺、備中五十六寺、安藝五十八寺、出雲四十一寺、石見四十七寺、長門十七寺を得へり。〔福山志料〕

御莚（ミレヤク）は沼隈御調二郡の諸村に出づれど、山南庄を推して最上とす、謂ゆる備後表にして、近世は之を以て無比の疊ゝ表と稱したり。（今日に至りては稍や備後七島疊に劣り、製造亦遜色ありと云ふ）

田島（タシマ）（百島）

阿武戸の西なる海島、長一里横半里、人口四千四百、今田島村と云ふ、横島は其西に接し纔（モ）に相隔つ、方半里、人口二千三百、今横島村と云ふ、百島は横島の北に在り稍小なり、人口二千二百、今百島村と云ふ

過松子瀬望田島　茶山

[illegible]

浦崎（ウラザキ）

浦崎藤江（フヂエ）の二村は、山南の西にして、松永灣の東南に在り、浦崎の西方に突出して、向島に対向するものを戸崎（トサキ）と名つく、即松永灣の南を屏障する半島也。

浦崎　越　[illegible]野

海岸[illegible]古、[illegible]々、欲知梵音妙、來此[illegible]秋濤、

柳津（ヤナイツ）

今柳津村と云ふ、浦崎の北にして、松永灣の東岸なる大村なり、今津を去る一里。

赤坂郷（アカサカ）（赤坂）

和名抄、沼隈郡赤坂郷。○今赤坂村存す、津字郷の西とす、神村（カムラ）、今津等も本郷の所属なりしことし、福山を去る二里。

今赤坂の驛傍を水越（ミヅコシ）と云ふ、福山と松永の間なる山驛とす、其北は品治郡宜山村に至る。

赤坂　茶山

赤坂村[illegible]、白[illegible]明、[illegible]人[illegible]稍、鴉宿帆檣水榜域、草木自知興[illegible]候、風雲長蔵古今情、阿房劍術皆塵土、倚杖青山一[illegible]横、

今津（イマツ）（神村）

水越の西一里半、尾道へ東北二里なる大村也、松永村、本郷村、東村、西村等相接比し、松永灣頭の繁邑とす、劍神（ツルギ）社在り。今津とは本來神（カムラ）村の今津にて神村をは古邑とすることし。

松永灣（マツナガ）

今津の南なる江灣にして、其形状袋を括ることし、尾道及び口無に通ずる兩狭口を開くのみ。○水路志云、松永灣は向島の北東方にありて、尾道瀬戸の東口を成す、灣口東角は戸埼鼻にして、岩質の一小丘より成す、丘の東部に小運渠あり、滿越と云ふ、高潮の時のみ渡を見る、松永の灣濱は、一般に水淺く、高潮の時小舟を過するに足るのみ、其奥邊に新開地あり、石堤之を繞る、多くは鹽田若くは耕地なり、灣頭東部にある松永村は人口約三千五百餘、煮鹽の業盛也、松永灣の漲潮は、尾道瀬戸と戸埼瀬戸との兩所より、落潮は西方に別れ出つ、藻延瀬戸の落潮は松永湾より出て、落潮は之に反す。

松永（マツナガ）

此村は、万治三年本庄重政始て拓築の功を起し、寛文二年の夏に到り鹽田成り、七年松永の公稱を立つ。此地もと神（カムラ）村の地内、松埼の端なりければ、松永とは命したり、當時福山藩水野氏の封内たりき、今村東に本天寺あり、山丘の半腹に居る、乃寛文六年本庄重政の再興する所にして、神島より移す、（神島本天寺は寶室和尚の開ける古刹なり）重政初め水野氏に仕ふ、承天寺舊鐘銘云「本庄市政、生平喜經濟大略、不屑[illegible]足、乃日涉瞰海濱、審地理、慨然曰、此斥鹵之地、不可耕稼、唯在拓築沙堆鹵煮鹽之利耳、明暦丙申正月、起功築海津新涯、六月畢功、明年丁酉正月、築[illegible]津新涯、万治戊戌七月、築高須新涯、明年己亥三月畢功、庚子春、始営松永邑、築堤封、開鹽場、設市坊、建舎屋、竈鹽戸、招衆商、數年之後、

鷲宿庄大邑。（松永村志）

高須（タカス）　今津の西南なる一村なり、福山志料に延喜式に高諸神社は、高須に作り、北なる古□なりと云ふ、神祇志料には高諸（タカモロ）神は、三代實錄、貞觀九年授位高諸神と見え今津の劍大明神是なりと云ふ。

按に康正二年造内引附に「三原浦並高洲社」と錄し、又高須村高須氏文書に「高諸□地頭職」の事あり、又享德元年按察使所□書に高洲社地頭職山名遠江守あり、大内□□の狀にも高須右馬助とあり、觀應二年足利尊氏教書に「杉原孫太郎信平、可早□知、備後國當田莊高洲地頭職事」ともあり、古へは松永今津すべて福田莊を云ひ、劍大明神即高諸社なるべし。

山波（サンバ）　今浚山村と云ふ、松永の西、尾道瀬戸の東口にあたる、此村の海濱に吉備津彦命の古跡を傳ふる石あり、此は恐くは吉備臣尾代の古跡を傳へあやまりならん、松永にも尾代（ナシロ）と字する地あり、又神村に尾代明神祠存す。（福山志料）

雄略紀云、征新羅將軍吉備臣尾代、行至吉備國、過家後、所率五百蝦夷等、聞天皇崩、乃相謂曰、領制吾國天皇既崩、時不可失也、乃相聚結、侵寇傍郡、於是、尾代從家來、會蝦夷於娑婆（サバ）水門、合戰而射、蝦夷等或踊或伏、能避脫箭、終不可射、是以尾代空彈弓弦、於海濱上、射死踊伏者二隊、二櫜之箭既盡、即喚船人索箭、船人恐而自退、尾代乃立弓、執末而歌曰、

みちにあふやをしろのこあめにこそきこえずあらめくにはきこえてな、

唱訖自斬數人、更追至丹波國浦掛水門、盡逼殺之。

（書紀）

春部郷（カスカベ）　和名抄、沼隈郡春部郷。○今詳ならず、神村今津、松永等に本郷村あるを見れば、此邊の舊名なるべし。

御調郡

御調郡（ミツキ）　沼隈郡の西にして、安藝國堺に接す、其地區三に分れて、中央なる尾道三成等を浦邊筋と云ひ、其南なるを海島とす、其北なるを山村とす、山村は全く蘆田川の支源にして、其溪を御調川と稱す。今本郡尾道の一市別立し、其他は一町三十三村、人口十一万、面積二十方里。

此郡は万葉集に水調に作り、延喜式御調、和名抄三豆木と注す、名義不詳、俗説継嶋より水を獻したるに由ると傳ふ。東鑑、元久元年の條に「備後國御調本北條（ホンホウチウ）、停止地頭四方田左近將監沙汰、被附國衙」と錄す、本北條今詳ならず。

陰路小詩　　山陽

一嶺界封疆、瓦光包海氣、宿橘森似林、京信有來不、

佳質郷（カント）　和名抄、御調郡佳質郷、訓加之土。○今詳ならず、木之庄（キノシヤウ）、美之郷（ミノカウ）などにやと謂はる、尾道の北、松永の西なる山中に在り、徴證を得ず、美之郷に大字本郷（ホンガウ）存す。

木梨（キナシ）　舊庄名なり、今木之（キノ）庄、美之（ミノ）郷、原田（ハラダ）の三村に分つ、其木之庄に木梨てふ大字のこる。

木梨庄は、中世當國の名族杉原氏の邑なり、康正二年造内引付に「拾二貫文、杉原四郎殿、備後國木梨庄段錢」と載せたり。○福山志料云、備後の杉原氏は、平貞盛より出つ、貞盛十一世孫、杉原平入佐胤平が裔也、胤平もと鎌倉に仕ふ、相模入道が亡き故ありて此に來る、其子又太郎信平、又次郎爲平、足利氏を援て功あり、備後木梨庄を賜はる、因て木梨と稱す、子孫世襲此郡等に散居す國志なければその人々を的知しかたし。○藝藩通志云、杉原又太郎信平は、平貞盛十四世の孫なり、其弟又四郎爲平と共に、建武三年足利尊氏に從ひ、其後度々其に戰ひ功ありければ、其賞として木梨庄十一村を兄弟に與ふ、因て木梨を氏として、木梨村鷲尾城を築き居るといふ、（一說には信平か曾孫又伯耆守光平、始て此國に來り木梨の城主となる）光平は同村家の城に居る、大平記に貞和五年鞆津にて杉原又四郎足利直冬を追ふ事を載す、即此人なり、爲平が子孫は、代々世官、天文の頃安藝郡に移る、尤高名の人なり、信平より後八世小次郎元經、天正年中に尾道櫓現山に移る、（即千光寺なり）其子廣盛また木梨に歸り、鷲尾の麓に居る、廣盛は毛利に屬せしが、文祿二年周防へ移る。

三成（ミナリ）　今木之郷村と併せ、美之郷と改む、福山志料に、三成は中古西國官道此地を過ぎしと云ふことあるは、蘆田の府中より此を經て、壹度（イツト）驛に向へる山陽大路を指すごとし壹度を参考すべし、

梶山田（カヂヤマダ）　今小原村と合せ、原田村と改稱す、木梨山中の大村なり、尾道を去る二里、梶山田は往昔仙田（センドヤマダ）の訛にあらずやとも云ふ。

柞原郷（クハラ）　和名抄、御調郡柞原郷、訓美波良、○美は久の譌にて、クハラと訓むべし、今の尾道市栗原、吉和（ヨシワ）、深田の諸村を云ふ、近世の俗、之を浦邊（ウラベ）筋と唱ふ。

（浦邊）

柞字を久と訓むは、柞は久奴岐に當れば也、和名抄木類柞の箋注に「狩谷氏曰、按倭名類聚抄、楢柞、郭注云、柞樹、毛詩正義、引陸璣疏云、柞今柞櫟也、今俗呼久奴岐者是也」と見ゆ、讃岐國に柞原郷、柞田川ありて又久奴とよみたり、此には久波良とよみ、後世訛りて久利と爲り、栗原に作る、今も栗原村存す、○藝藩通志に、和名抄美波良

の注に因り、柞を美と訓むべき説を立て、字書に「[illegible]木曰柞」とあれば、或は此に昔神祠ありて、草木を芟除して、御原と呼へるより、作原と命したる歟、又木梨庄と曰ふも、無木の義也、又六幡原と云ふ、共に無木の義を思ひ合さると論す、甚しき附會なり。

尾道（ヲノミチ）

今市制を布き、人口二万三千、備後第一の海市なり、鐵道福山を去る十二哩、廣島を去る五十二哩、海路神戸へ百十六海里、多度津へ三十海里、前面の島を向島（ムカヒシマ）と曰ふ。

尾道は海涯の地、甚た狹くして、山足に添ひ往來すれば、山之尾之道と云ふ意なるへし、近世、藝州淺野氏領有の時、此邑は都會なるを以て、特に町奉行を置き之を治めたり、商賈殷盛大にして、問屋市場廻船の業觀るへし。（藝藩通志筑紫紀行）山陽文稿云、藝備之海、多灣曲、而尾路最狹、島嶼與陸諸對者、喚之可應、屋几如[illegible]、帆檣如林、與山光水色、相出沒、[illegible]其他諸國、太[illegible]比、邑人往々因地勢、治園莊、亦佳。○藝藩通志云、尾道は三原を去る遠からず、酒を醸すもの三原と相同し、其の酒味醇厚、久きを經て損せず、故に古より大明、朝鮮東京（トンキン）、東蒲寨（カホチヤ）、呂宋（ルソン）琉球往來の便船、必す斯港に寄せ、以て酒を求め樽をに滿たし、船中の用に充つると云ふ、山岳の間多く巨石を出す、石工之を鑿穿し、鐵槌を以て之を斷る、凡そ石壁石橋柱礎渠石、皆之を採用す。

尾路竹枝　武　元質

合歡幾日臥鴛[illegible]、北客[illegible]新[illegible]衣、解纜今朝千里別、叢將双淚到[illegible]、

舟抵尾道　茶山

夢中棹過幾汀洲、三老得呼已埠頭、起揭篷窓[illegible]、旗亭歌枚未全收、

尾路　已山

尾路、水中、一夜忽放燈火數千、云修死者冥福、蓋舊俗也、即賦此詩、

千燈齊放大江開、[illegible]分光夜欲無、直至中流供點過、忽當極浦旋行遍、一時六[illegible]群丹島、（[illegible]詩、此殿尙秋玉戸開、飛光千點去還來）萬里銀河爛白楡、且向人間供樂事、肯論役卒[illegible]迷迂、

尾道港（ヲノミチ）（尾道瀬戸）

市街の南なる瀬戸、即ち是也。水路志云、尾道瀬戸は、鞆津より阿武音及ひ戸崎の南瀬戸を經て、三原に通する狹水道なり、其東口は低濶一[illegible]の門洲あるを以て、近時其兩側に堤防を築き、[illegible]約一[illegible]を存し、大低潮に二尋の深さ迄之を浚渫するの工事を爲したり、尾道市街は商業繁盛にして、近國の旅客荷物は概ね此地を經て出入す、尾の道の西方に、川を隔てゝ、吉和村あり、人口五千餘、食鹽煎熬に富む、また尾の道瀬戸の潮流は、漲潮の際東方に流れ、其速率大約二節半、落潮は方向相反し、速率二一[illegible]節也、岩子島と向島との間に布刈（メカリ）瀬戸に通する小水道あり、牛の瀬戸と曰ふ、水深七尋より三尋に至ると雖、甚狹小にして、小舟を通するに足るのみ。

了俊道行振云、備後になりては、中々名高きかたよりも面白き所こそおほかりけれ、入海うちつゞきて、[illegible]ざははるかに行めぐるに、あまのすみかどもの、山もとちかきも、げにかたゞよりありと見ゆ、足引のやまわけくだりて、をのみちの浦にいたりつきぬ、この所のかたちは、北にならびてあさお深く、岩ほこりしける山あり、ふもとにそひて家々所せくならびつゝ、あみほすほどの庭だにすくなし、西よりひんがしに、入うみとほく見えて、朝夕しほのみちひも、いさはやりかなり、風のさほひに從ひて、行くる舟のほかげもいとおもしろく、はるなる陸奥つくし路のふねも、多くたゆたひゐたるに、一夜のうきねする君どもの、ゆきては來ぬるが、その浮びきりくも、げにちいさき鳥にそきがふめる。○尾道は足利氏の初めに於て、已に山陽道の大驛たり、戊子入明記に亦云、但馬國美作國備中國備後國、並付、至尾路出之」とありて、又勘合船尾路住吉丸七百斛とあれば、其頃は海外貿易の埠頭たり、又高野春秋に、備後尾道の關所の事見ゆれば、上下往來の船舶に徵税したる事をも、想ふべし、（此地は中世紀州高野の寺領たり）[illegible]日本國序に［備後、其與幾一子該一知、爲千奴鼻、爲和奴密知、爲合手[illegible]、爲[illegible]一」とあり、和奴密知は尾路にして、故東多は[illegible]戸因ならん、然れども國圖に一子該一知あり子該知に作り、又子女[illegible]と[illegible]二港あり、今詳ならず。

尾道城は、嘉慶二年八月、岩松禪師房領宥より三吉小納言房へ與ふる狀に「尾道城、去廿二日合戰之時」云々とあり、（福山志料）千光寺の在る所を城址と傳ふ。（藝藩通志）

千光寺（センクワウ）（玉浦）

尾道の大寶山（タイハウ）に在り、寺閣雄麗にして、勝景の稱、之を推して玉浦第一と爲す、眞言宗、開基不詳、貞享年間の再興とす、寺庭に高三四間ばかりの石あり、靈寶玉質を見る、土俗乃ち曰く、尾道の海、古名玉浦（タマノウラ）と云ふ万葉に見ゆと。（藝藩通志筑紫紀行）

ぬばたまの夜は明けぬらし多麻の浦にあさりする鶴鳴渡る也、

多麻能宇良のおきつ白玉ひりへれどまたぞおきつる見る人をなみ、（万葉）

宿千光寺　僧　寂室

十有年間而故人、相看把手話如春、爭知此夜成陳迹、月射寒窓風撼筠、（寂室錄）

上千光寺　山陽

崖[illegible]嵌寺、林[illegible]門、波光分瓦色、[illegible]入宿、島[illegible]岸無影、舟過渦有痕、題名向怪石、幾日又東轅、

寄題[illegible]樓　[illegible]

海[illegible]古佛龕、[illegible]樓[illegible]、高[illegible]、[illegible]秋[illegible]色相空、四國風帆飛鳥外、中原雲樹夕陽東、登臨何必勞津筏、雪地牛車自在通、

尾道大神宮は、昔[illegible]傳ふれど、不審、此祠今大山寺に存す、過志に曰く、

贈 [illegible]備州刺史、傳過[illegible]、告別、　菅　茲相

備後[illegible]、傳[illegible]間故人、今日不須[illegible]別酒、錦[illegible]後定[illegible]巾、

[illegible]　西山　正

[illegible]左[illegible]、傳言此地暫停船、千秋祭祀至今盛、[illegible]松[illegible]前。

今按に、朝野群載に天永元年、攝政忠實、封戸の内備後五疆を割き、北野社へ寄進の事見ゆ、此尾道天神と干與なきか。

西國寺（サイコク）

過志云、尾道西國寺は、摩尼山總持院と號す、相傳ふ、天平中僧行基此地に來り、香木を得て手ら佛像を刻み、寺を建てて安置す、治暦[illegible]年火に罹り、延久年間僧慶[illegible]住す、この僧仁和寺性信法親王の弟子たり、故を以て永保辛酉、朝廷綸旨を下され、寺を再興し命して勅願所とし給ふ、天仁元年には勅して不斷經の法を修せしむといふ、正和年間寺領を賜ふ、左大辨資遠の文書現存す、後又回祿に罹り、僧有全足利[illegible]教に請て重修す、[illegible]財を施し三重塔を造る、其他堂宇みな當時貴族の營む所なり、永享壬子落成し、門樓堂塔大に備る、南島氏の時寺領を失ひ、後また南大門[illegible]門二王門なども燒失せしが、今尚巨刹たり、古[illegible]佛畫數十種を藏す。

舟利尾道所見、尾道有四十八寺、

山依[illegible]北、市店[illegible]自[illegible]南、粉[illegible]春[illegible]外、

[illegible]浮圖十八[illegible]、　生田　精

淨土寺（ジヤウド）

尾道の東なる山腹に在り、中國屈指の名藍なり、[illegible]往時此地、高野金剛峰寺の封邑なりし時の興立にして、邑務を執れる所とす。

過志云、淨土寺、[illegible]法[illegible]山大乘院と號し、[illegible]高野山の末寺なりしが、今律宗を奉して、[illegible]寺に屬す、當寺々寶塔に藏する、法華經の奥記に「推古天皇廿四年丙子、聖德太子[illegible]淨土寺」とあり、今いまだ眞否を詳にせず、弘安正[illegible]に至り、寺[illegible]く[illegible]す、[illegible]元年間、僧定證[illegible]營す金堂本堂、五重塔、鐘[illegible]、食堂、[illegible]までも備りしが、正中二年火に罹る、[illegible]和の際、重造して舊に復しぬ元弘年間綸旨を下され、[illegible]を命せらる、因て因島の地を賜ふ、建武三年、足利尊氏筑紫に走る時、此寺にやどり近國の兵を招く、後大軍を帥ゐて北上し、又此寺を詣で僧道[illegible]及び將士と共に、普門品念彼偈を分ちて題とし歌三十三首を作り、尊氏手書して佛前に供す、[illegible]現存す、今[illegible]の間と稱するは、尊氏止宿の處なりといふ、康安七年、[illegible]滿も此寺に至れること、後太平記に見えたり、尊氏直義寺田を施入し、堂塔を修繕せり、元弘の綸旨以下古文書凡七十餘通、其他古經書畫の類珍藏するもの多し、開山堂には聖德太子の木像を安置し、方丈に尊氏の位牌を置く、又後白河帝の納經塚と稱するあり、僧定證[illegible]元四年起請文に「當寺者、高野山根本大塔領、後白河法皇勅願」云々とあり、寺内小祠數字ありて、丹生明神社は昔は[illegible]儀[illegible]なりし、其記今存す、又昔は弁財會、觀音會など、いふともありしといへり。

弘誓深如海　左兵衛督源尊氏

わたつみの深きちかひのあまねさに頼をかくる法の船哉、

火坑變成池　源　朝臣　直義

定まれる姿の物になき故にやすくや火をも水と爲すらん、

(右本寺三十三首歌之二首)

淨土寺　菅　茶山

將軍[illegible]在何年、古寺[illegible]、伯仲[illegible]史[illegible]、實行[illegible]白[illegible]、山[illegible]南[illegible]近、江[illegible]北[illegible]、[illegible]見[illegible]時[illegible]、[illegible]此[illegible]、

「備後國吉備津宮供奉人等、依[illegible]事、[illegible]於尾道[illegible]淨土寺云々、爲事實者、甚不[illegible]、[illegible]止[illegible]候[illegible]、可注申子細之旨、可相[illegible]人等之状、如件

貞和二年十二月廿一日　[illegible]

佐々木治部左衛門殿

於淨土寺殺生禁斷所、供奉人等、[illegible]之由、承及候、殊以無勿躰候、自[illegible]之地、然之上、[illegible]雖供奉人候、固可有御禁制候、若於違犯之輩、任法可加[illegible]候、諸事期後信候、恐惶謹言

貞治四乙巳二月廿二日　左近將監　重[illegible]

進上　淨土寺侍者御中」(山[illegible]料)

尾道の刀劍匠は、辰房[illegible]治と云ひ、重光、重道を祖とす其[illegible]に「尾道住重光作[illegible]元年」と云ふ者あり、其[illegible]代あり、之より先き「備後尾道住五阿彌[illegible]行[illegible]二年」と云ふものありて、「又尾道住五阿彌[illegible]次大永二年」及「尾道住其[illegible]弘治三年」と云ふを見れば、五阿彌[illegible]の二流ありし歟。(古刀銘鑑)

栗原（クリハラ）

尾道市街の西に接して、栗原村あり、栗原は梓原（クハラ）の義にして、中世栗原保と云へるは此なり、土佐國小高坂村常通寺の[illegible]に、栗原保見ゆ、

奉[illegible]印[illegible]

備後州御[illegible]郡栗原保内尾道御所崎光明寺

右大[illegible]那橘氏信吉

延徳四子年閏極月七日。(南路志)

吉和（ヨシワ）

今吉和村尾道の西半里、村南は賤き斥鹵なりしを元祿正德の頃に、[illegible]田を開く、吉和の南は向島[illegible]子島の間なる牛灘戸に對す。

吉和　茶山

風外[illegible]、清江七曲[illegible]、征帆[illegible]尾、去[illegible]松[illegible]、斷戸[illegible]、[illegible]村[illegible]作[illegible]、[illegible]、結[illegible]、了[illegible]行[illegible]云、吉和といふ所あり、[illegible]なくなりぬ

日も暮ぬ夕しほ遠く流れあしのよしわが磯に宿やからまし、

其海中に木ぶかき小島二ならびたり、是なんくぢら島といふなり。

絲崎(イトサキ)

今東野(ヒガシノ)と云ひ、木原村と相併せ、貢村(ミツギ)と改稱す、吉和の西一里海濱に居る、三原港の東とす、海中に佐木島(サキ)あり。

遊絲崎海上、有大小鷺州、　梁　星巖

詩酒還成半日遊、此生隨處送悠々、他年夢裡間原迹、細雨春帆六鷺州、

了俊道行振云、北より南にさし出たる山さきに、松檜生しげりていと面白きをのへあり、いとさきとぞいふ、かつきするあまの手引の糸崎は驪乖衣おるにぞ有ける

向ひに、干潟をへだてたる山を、おんの島といふなり。

備後國水調郡、長井浦(ナガヰ)、船泊夜、作歌

海原やよろ島かくり來ぬれとも奈良の都は忘れかねつも、〔萬葉〕

(長井浦)

通志云、長井浦は今東野の絲崎港なり、相傳ふ神功皇后征韓の時、御船をここに停め玉ふ、木梨眞人出て迎ひ奉り、埼の邊なる井の水を汲みて、御船に供ふ、これより長井浦と云ひ、又郡名には水調と云ふ、又絲崎と云ふは井戸埼の義也、八幡宮を祭り、皇后の遺跡をつたふ。

壹度鄕(イツト)

和名抄、御調郡者度鄕、訓伊都土。○本書者度は其訓注より推せば、字畫を誤れる如し、恐らくは壹字を誤寫したるならん、壹は入聲にして伊都に假借すべし、後世都を省きて、今の絲崎、其伊都土の埼なるべし、即貢村、三原町、西野村、山中村等にあたる。延喜式にも者度驛あり、亦壹度の誤なるべし、高山寺本和名抄には伊都土の注を缺く。

三原(ミハラ)

今三原町と云ふ、人口一万、本州の西堺にして、安藝國豐田郡に接す、南面して港灣を抱く、安藝の沼田川之に注く、和名抄、桙原鄕に美波良の訓あるによりて、此地に援引する者あれど、誤れり。○此地、後山前海、水陸の形勢、古今に變あれど、山陽の要衝にあたり、國中の關と爲す所なり、風氣太和暄にして海波亦穩なり、朝に風あるも夕には必和く、俗に三原夕和といへり、然れとも、沼田川の下流をうけ、沙塞り水淺く、舟運便ならず、鹽田稻田幷ひに多し。〔藝藩通志〕

海陸小詩之二　賴山陽

船尾動晨煙、搖漾風撲面、過否梓原城、々堞隱復見。
枕底聞波聲、不知是何處、歸夢帶未穩、舟子夜相語。

泊三原港　菅　清村

粉堞抒樓夕照多、如城巨刹映尊波、蒜村繞在青山下、一葉歸舟貫紫莎、

三原城址(ミハラ)

三原町の東偏に在り　三原灣の支港に臨む。

○三原城背の丘を櫻山(サクラヤマ)と曰ふ、此城は小早川隆景の所築にて、天正八年又十年と云ふ、文祿元年豐太閤の西征するや、此に留寓十數日、同四年、隆景其領國を養子秀秋にゆづれる後は、此に歸住せられ、慶長三年卒去せらる、福島氏領國の時は其將福島丹波を置き、淺野氏領國の後は其番城と爲る、〔通志〕城代淺野甲州、世襲して三萬石の家老なり、明治維新に至り廢す。

業西依急起、今還向所也、已下着備後國三原候間、早備一族、不日出陣、可有之者也

[illegible]九年霜月八日　尊氏　華押

佐伯莊司との〔伯耆志〕

康正二年造内引付に「八貫文、杉原千代松丸、備後國三原浦幷高洲分段錢」とあれば、杉原氏を邑主とす、海東諸國記に戊子年（我應仁二年にあたり康正以後十餘年）家德、遣使來朝、書稱尊正寺備後州三原津太守左京亮源家德、以宗貞國請接待」とあり、通志に家德は三原淸五郎と呼び、山名氏の一族なりと云ふ。

舟中　山陽

客恨漁帆影、鄕心寄鴈聲、落日枌楡端、遙山黃橡橫、漁村祖國塔、海樹金吾城、幾度勞來往、何知白髮生、

大善寺、淨土宗、開創不詳、天正十年備勝學中興す。宗光寺、禪宗、天正五年小早川隆景創建、匡眞寺と云へり、後今稱に改む、福島正則の一子正之の墓ありしを以て、五十石の寺祿を附せられき。正法寺、眞言宗、本は藝州高山に在りしを、小早川氏の時此に移る、古佛像書畫多し。法常寺、亦小早川氏の香火所にして、隆景の木像を置く、初め土肥政景の所創と傳ふ。○妙正寺(メウシヤウ)は、享保年中、淺野甲州の所造、寺領百石、野畑山の半腹に在り、山海の勝色を一眸にあつむ、詞人文儒の寄題、衆稿を巻子と爲し、寺中に藏む。

(妙正寺)

寄題三原妙正寺　伊藤　蘭嵎

海西名刹在、縹緲擬蓬瀛、日月寰中洞、雲烟畫裡清、朝宗流水遠、拱揖衆峰晴、若得西華井、能令杯酒傾、

寄題三原妙正寺　柚木　綿山

孤塔高標貴地邊、拱圖寰境県中連、城頭煙樹東西市、海畔雲山遠近天、霞映疊溪秋雨散、風生館背暮潮旋、乘槎自訝前宵夢、吟想相聞如是縁、

寄題妙正寺　龍　公美

背山面海三原地、中有千年古梵域、月冷鷺州餘雪色、夜深鯨島動鐘聲、飛鳶貝葉交方貴、塵拂金蓮燈轉明、開道宗風今大起、法華開處自芬榮、

三原酒とて、近世喧傳したるは、藝州侯の獻上品たりき、庭訓往來に備後酒の名あれば、三原醇津の釀造も由來あるか、万葉には吉備酒の名あり、

古への人のたさせる吉備の酒病みてはすべなぬきずたばらむ。

三原鍛治は、正家を祖とす、其銘「備後住左衞門尉正家、

延文元年」と云ふものあり、其子正家、正縄、正廣等あり、其銘「兵庫助藤原正宗、天授四年」と見ゆる者あり、其流に貝と號する鍛冶あり「文安三年三原住人貝正興」「三原住貝正久作天文元年」などとも見ゆ、凡備後刀劍は三原、一乘、尾道、鞆の四流ありて、三原最古し。(古刀銘鑑)

三原瀬戸

尾道瀬戸の西に連り、安藝の忠海竹原等に往來する航道なり、卽陸岸と島嶼の間とす、其尾道三原西海峽の間、南東備後灘に通ずる航路を、布刈瀬戸と云ふ。(水路誌云、三埼六島附近(讃岐)の備後灘より、三原瀬戸に入るは、來島海峽を取るよりは航程稍長しと雖、その潮流の勢力の、來島海峽に比すれば大に微弱なるの利益あり。(按に三原瀬戸は絲崎の邊を東口とし、西南忠海に至り、大下柳の兩航道に分る、絲崎忠海の間凡十海里)

山中

三原の東北一里を、山中村と云ふ、一書に延壽式加羅加波神社、此に在りと曰へり。

山中の梅樹は、和州月瀬と並稱せられ、西遊記、摂堂遊記等に見ゆ、是亦山民烏梅を製造する料に植ゑしものとす。

西郊尋梅　尾藤

回首從他村路長、小橋流水帶斜陽、三枝兩枝寒香影、五里十里暗浮香、微出望中猶未盡、最憐三月也何妨、好在最好時開園、又是青山帶一場、今古以月瀬梅花、傷海內無雙、及今觀三原梅、乃知其有以也、彼以同遊勝、此則平遠、竹橋茅屋、境各有佳處耳、

歌島郷

和名抄、御調郡歌島郷、訓宇多乃之萬。(今向島及び岩子島是なり、尾道の南なる海島なり。)

東鑑「文治六年四月、備後國歌島、家淸任爲地頭、自大炊寮妨之」了俊道行振云、尾道浦、此向ひなる方に、よこほれる島山あり、昔此島をらうしける人、和歌の道にすける心深き餘りに、おりたつ田子、いりぬる海人までも、歌をなんよませつゝ、もて興じけるより、やがて此所を歌の島といふとか。

歌の島といふ所にて、女の歌をうたひて物乞ひけるに、阿闍梨の舟に、經よむ音のしけるを聞て、よめる、

歌のしま軒に下には音つれて舟にはのりの聲ぞきこゆる、(散木)

或云、歌島の西金寺の土中より、敗瓦を出す、瓦面に經文を刻めり、謂ゆる瓦經なり。

向島

尾道瀬戸の南にして、陸岸を去る、三四町古名歌島と云ひ、今東村、西村、立花村の三に分ち、人口一万五千、方一里許の面積あり、島の東は松永灣に至り、西南は布刈瀬戸に至る、東南は田島百島を望む。

岩子島

又岩に作る、今岩子島村と云ふ、向島の西、吉和の南なる一島なり、方半里程、戸數二百、此島と向島の間を牛の瀬戸と呼ふ、卽尾道布刈の兩海峽を連絡するものなり。

(牛瀬戸)

岩子島の西に大細島あり、長十餘町、其形狀鯨魚の波に躍るに似たり、絲崎の東南にあたり、三原布刈の兩峽の中間とす、此岩子大細を鯨島と云ひしにや、了俊紀行吉和浦の條「其海中に、木ぶかき小島にならびたり、是なんくぢら島といふなり、年ごとのしはすにくぢらといふうを、多く寄りきつゝ、又のとしのむ月に又かへり侍るとなん、是は此にいます神の替にて、かく侍ると、海人どもの申也、其より猶南に大海に出るさかひをば、めかりの浦とぞいふなる、

たび衣袖もぬれけりあま乙女かりの浦の波のたよりに。

(鯨島)

布刈瀬戸

備後灘より三原瀬戸に入る航道にして、其南側は弓削島(伊豫)院島(備後)にして、北側は田島、横島、向島、岩子島等なり、北院島と大細島の間は、海面稍廣しと雖、淺灘にして航路と爲し難し。布刈瀬戸の東口は百貫島燈臺を以て之を標識す、小灘島にして、弓削島の東二海里に在り、百貫島より西北八海里にして絲崎に至る、此間卽布刈と號す

因島郷

和名抄、御調郡因島郷、訓印乃之末。(本書刊本、周島、訓異乃之萬に作るは誤れり、今高山寺本に據る、是れ後世院島と爲る者にして、向島の西南なる海島とす、藝藩通志に、三代實錄、因島神社は當に此に在るへけれど、後世其所在を失ふと云へり。

院島

布刈瀬戸の南西なる大島にして、南北二里、東西一里、今大濱、三濱、重井、中庄、田熊、三庄、土生の七村に分つ、戸數凡三千三百、人口二万、南に弓削島、生名島あり、西に生口島、佐木島あり。

備中府志云、院島周り七里、九箇村ありとなん、むかしは村上氏伊豫國野間郡を知行し、嫡男は久留島、次男は能島、三男は因島を知行しければ、野間郡の内なり、中頃毛利家威勢の時、備後へ近き島なる故に、計策へて知行せしより、備後國になせるとなん、福島宰相正則入部ありて物語に、昔は訴訟して伊與國に屬けんと思ひ侍りしに、堪忍いたし、今は七里の濱を得たりとて、悅ひ給ひしとなり。

因島は、伊豫三島と相連接するを以て、中世越智河野の海將家に略有せられ、因島村上氏と號し、海上の一雄族たりき。(藝藩通志云、村上三郎左衛門義弘は、因島を領知し、中庄春影山に居たりしが、沒後今岡通任押領せしを義弘の孫山城守吉顯、伊豫國より來り、宮地大炊助明光小林[illegible]理介政常等と謀りて、今岡を討ち、城を復し、二男次郎吉豐を入るといふ、(按るに武家高名記には、北畠顯家卿の子、山城守師淸、信濃國にありしが、義弘沒後同族なればとて、紀伊の雜賀より軍船にて押渡れり、師

崩の子を義綱といふと見ゆ、いづれ是なるにや)其子備中守吉資(當村金蓮寺の棟札に「文安六己巳八月、願主村上備中守源吉資、願主の彌明光、子息宮地大炊助大江資弘」とあり、此彌明光は上文に掲ぐるおなじく、今岡を討ちし宮地氏と見ゆ)其子新左衛門尉吉光、毛利家宮島の戰に舟手にて功あり、同軍記に因島新藏人吉光としるせしは是なり、彌太郎景元に至り毛利家に從ひ、彼家國へ移る。

滿濟日記、永享六年正月の條に「因島海賊、可爲二三月間歟、然者九州亂國時分、不實子細出來、尤不可然歟、伊與周防等海賊御付、諸國時分、可有御用候、尤存也、次備後海上村上と申者に、同可申付」とありて、當時海上警備の狀勢を知るに足る、戊子入明記には、因島の勘合印船長野丸六百斛を錄したり、又海東諸國記に「吉安、丁亥年遣使來賀、觀音現像、書稱備州海賊大將軍、左馬助源吉安」「戊子年、遣使、備後州高崎城、大將軍藤原朝臣政貞」と錄す、此稱原は村上と宗族なるにすれど、其誌を吉安と云ふを見れば、本因島海賊の人々たるを推斷すべし、高崎城政貞も其徒ならん。

中庄（ナカノシヤウ）

今中庄村と云ふ、因島の西岸に在りて、島中の田里とす、寶鏡山金蓮寺あり、其縁起に記ありて「建立文安己巳八月吉日、願主村上備中源吉資、願主の彌明光、子息宮地大炊助大江資弘」とあり、村上氏當所青影山に在城の日、香花院たりしといふ、新後建造の別は詳ならず、村上氏共門に移りて後漸く荒廢して、寺記も散失せりといふ、又古瓦三枚あり其一は「寶德二年金蓮寺上葺、住持覺照房金資快秀、大旦那宮地大炊助源明光」とあり、古墓數所あり。

西林寺詩會、分得□東、　茶山

備西蜑戸徒舟工、□昔□防□即戎、北掃三韓□寇事、南□百蠻□風、清朝□□年□叟、□地人文日向隆、

詩料備房孤島裡、時將酌的會詞雄、(備後島民、善操舟習使是趣、壬辰之役多募其衆、今西海商舶猶人居多)

――――――――――――

御調川（ミツキ）

本郡の北偏なる數村は、皆御調川の谷に居る、此川は久井村に發し、南流三里、垣内に至り東に折れ、三里餘にして蘆品郡に入り、大田川に會し、蘆田川と爲る。

市（イチ）

今市村と云ふ、御調川の谷にして、尾道の北三里半、本郡の諸村の西北とす、即御調谷筋の大邑とす。

市村の西を八幡村と云ひ、本庄、宮内、垣内等の大字あり、康正二年寺門引附に「五貫文、杉原左京亮跡、備後國杉原本庄段錢」とあるは此ならん、杉原氏の本據亦此と爲すを得ん、杉原氏の事は、木梨并に神邊城址を參考すべし。

(原杉)

御調八幡宮（ミツキ）

今八幡（ヤハタ）村大字宮內に在り、創建不詳、此地は豐田郡□河原寺の東二里に當り、往時彼寺僧も亦奉仕したり、宮畔に神宮寺ありしが、今廢止す。

藝藩通志云、宮內の八幡は、神宮寺所藏、佛通寺開山愚中記に、天應元年辛酉勸請とあり、然るに社藏に存ぜるの奥書、

神護景雲二年、□申、

寶龜十年、百濟紀朝臣多□男氏成女敬白、

など見ゆ、此年號は皆天應以前とす、古經を天應中に納めたるにやあらん、又康保三年當山寺主□僧□の經あるを見れば、康保三年既に社ありしは疑ふべきに非ず、祠官三宅良時が書記に、永元二年造營とあるは、必重修なるべし、又ふるき木簡を藏す、面に「慈悲□法性□者、敵國降伏修、此地殊及抄與納、此所勸請神功□國寺」と書し背に「當山石清文宮、當座主□子相□書」とあり文意詳ならざれど、いづれ古物と見えたり、また佛通寺の地に御許（ミモト）神社といふあり、山を御許と稱す、是亦宇佐本山に擬せしなるべし、毛利氏の頃は五百九十石の神田あり、其他社用の錢穀を寄りし古文書に見ゆ、今も古器古經多くのこり、天文鐘、懸□鈴また□經中彫刻の佛經の版木數枚を存す。○按に、

中右記、元永二年、依有子孫事、御□家封備後國十烟、奉石清水八幡宮、御奉幣、付□當法眼賢□、

この八幡の封戸は、何地にや、尚考ふべし。

久井（クヰ）

今久井村と云ふ、市村の西北二里、世羅郡界に接する山中に在り、即御調川の源とす。

久井の東、市村の北なる山村也、此村に□家八幡、地頭八幡と、二所あり、其南なる奥村に公文てふ大字あり。

宇津戸（ウツト）

宇津戸の八幡二所は、舊一社なりしを、祠官丹下内海不和の故に延慶年間に分立す、其時の文書に、

「任六波羅殿御下知、所令中分也、(中略)延慶二年己酉九月、公文沙彌成阿、地頭御使友安」、

と見ゆ、祠官丹下氏は其先祖を經助と傳へ、時代不詳、備後國□□師職に任せられ、建暦承久嘉禎の頃の鎌倉下文を所藏す、(通志)

伯多郷（ハカタ）

和名抄、御調郡泊多郷。○今市村の東に白太（ハカタ）あり、上川邊（カミカハベ）村の大字とす、按ふに古へは此近隣諸村をすべて、伯太郷とは云ひしならん、白太に接し大藏（オホクラ）と云ふ大字あり、三代實錄「貞觀二年、授從□、備後國大藏神」も此ならんと。

小國郷（ヲクニ）

和名抄、御調郡小國郷、訓乎久爾。○今白太、大藏の北に近く、小國の大字ありて、諸田（モロタ）村に屬す、此說、然れども郷里布置の形狀を按ふに、市村の西にころ、小國郷はあれと謂ふべく、白太に近く、又一郷を置かれん事疑ふべし。

世羅郡

世羅郡　御調郡の北にして、山間に在り、即蘆田川の水源、大田川の谷なり、其分水嶺外の地も之に屬し、今面積二十四方里、人口三万八千、一町十二村に分ち、甲山を治所とす（十二村の中、津名上田吉川の三村は、蘆田川の上に在りて、甲山に連屬するを以て、本篇之を依郷に係く）

世羅郡は延喜式に載せ、和名抄注を缺くも、三代實錄、貞觀七年の條に世良に作る、正保國圖にも世良に作れり。名義未詳、中世には一郡を籠めて大田庄と曰へり、毛利元就記に外郡甲山とあれば、本郡は山中なれど、內郡の列にあらず。

大田川　御田村大字藏宗の天神嶽（藝州豐田郡に跨る）に發し、東流萩原加茂を經て、大田郷に入り甲山町を貫流し、三川村大字川尻に至り、（此に至り凡六里）北に折れ、伊尾に至り、又屈曲して南に向ひ、蘆品郡に入る、長凡九里、末には蘆田川と云ふ。

桑原郷　和名抄、世羅郡桑原郷、今詳ならず、甲山町及び川尻伊尾等にあたる歟、郡の東偏とす、甲山に大字小世良あり、蓋舊郡家とす。

伊尾　今川尻、東上原等を併せ、三川村と改む、大田川の屈折曲流する所に在り、北は甲奴郡矢野村に堺す。

甲山　今甲山町と云ふ、伊尾の西南一里、郡中の大邑なり、今郡役所を置かる、尾道の北六里、府中の西三里。

龍華寺　甲山町に在り、今高野と稱し、眞言宗の堂宇なり寺說に、文治年中、大田庄を高野山へ寄進ありて、此に高野山の末寺を建てられたりと、求聞持室、大塔樓門等は廢頽して其跡を遺し、尚數字の在るあり、藝藩の時、稟米五十石を給せらる。（藝藩通志）大田庄の事は猶大田郷參考すへし。

元就記云、元就の姿に女子生れければ、備後の國外郡甲山の城主上原元祐と云人を、右の御むすめに約して、聟にし給へば、それより備後外郡の諸士、悉く元就へ相從ひ、其一國御手に入ける。○高野山城址とて、甲山の西神埼に在り、相傳ふ上原豐後守元祐、同右衛門大夫元祐の居れる所とぞ（通志）上原と云ふ大字は、今甲山 三川の二村に分屬す。

（上原）

大田郷　和名抄、世羅郡大田郷。○今東大田、西大田の二村是なり、東大田に本郷てふ大字遺り、延喜式、世羅郡和理比賣神社此に在り。（神祇志料）

中世大田庄と云ふは、本郡一圓をすべ、高野山の封邑たり、即東鑑「文治二年七月、爲院御願、爲被宥平家怨靈、於高野山、被建立大塔、自去五月一日、被行長日御佛事、而供料所、以備後國大田庄、加御手印、今日所被奉寄也、承元二年、高野山大塔料所、備後國大田庄地頭大夫屬入道（三善康信）」と見ゆる者とす、下の山中をも參考すべし。

鞆張郷　和名抄、世羅郡鞆張郷。○今大見村に戶張の大字あり、即鞆張の訛なるべし、續紀、天平寶字四年二月の條に鞆張とあるは、射藝具の鞆を造る工匠なれば、此も其工匠の住みしにやあらん。

（戶張）

戶張は大田の北にして、山嶺を隔て、三谿郡東川の源なり、戶張の東を廣定村と云ひ、大字小童あり、京師八坂祇園社の目錄に「備後國小童保日御供料所、享德四年」と見ゆるは此歟、小童を方言ヒチ又シチと唱ふ、其所以を知らず。

（小童）

德良　西太田（賀茂村）の西を萩原、德良、藏宗等の數村とす、今合同して神田村と云ふ、大田川の水源にして山中廣し、藝州豐田郡と山脊を以て境界を分つ。

津口郷　和名抄、世羅郡津口郷、今津久志村是なり、鞆張の西、神田村の北にして、三谿郡に接す、神田村も此郷中なりしに似たり。東寺文書なる平治元年寶莊嚴院御庄園注進に「備後國津口庄忠能御後家米三百石油四石三斗」と載す、當時その領庄なりしを知る。

（津久志）（山中）

津久志村の大字に山中あり、此邊は往時大田莊山中郷と唱へしにや、今も津久志の西なる小國、敷名、黑川等の數村（三谿郡西川の上游）は世羅郡に屬し、特に山中と云ふとか。

奉寄進　高野山大塔

備後國太田莊山中郷、地頭屋敷亦田畠地頭町等事

右當郷地頭職者、三善康信法師（法名善信）建久年中、以鎌倉右大將家下文、令知行以來、數代相傳之所職也、爰去建武元年、爲紀州飯盛城、凶徒退伐、同文信進發、勅使、楠木河內大夫判官正成、相共發向之時、高野山衆徒、殊被抽軍忠之間、爲其報答、以別儀、寄進當郷地頭、於當家當山大塔院、

延元貳年十二月廿四日　左兵衛尉三善育通

內郡

內郡　備後の北方諸郡の俗稱にして、外郡七郡に對し、內郡七郡と稱す、山谷曠遠、林野蒼茫なりと雖、土壤瘠薄にして、民產厚からず、多く沙鐵を採り、牛馬を牧して生業を補ふ、其郡界亦嶮合ならず、近時合同せ

らるゝ者あれど、之を地勢の上より見れば、自然の分境に順應せざるに似たり、蓋行政區劃の更新を要する所の者とす。

內郡は近世大略藝藩の封內なりしかど、尙公料の之に交錯したるあり、甲奴一万三千石、神石一万六千石、奴可一万九千石、三上一万三千石、惠蘇二万千石、三次二万千石、三谷一万九千石。〇內郡の治蹟は奴可惠蘇三次を盛大とす、延喜式に備後國鐵鍬を貢進する事見え、又鑄錢司俸料二万八千束を藝するは、防州の鑄錢司へ送付せる者とす。

類聚三代格云、延暦二十四年太政官符「諸本、備後國、神石奴可三上惠蘇、甲奴世羅三谿三次等八郡、調絲相換鐵鍬事、右八郡僻居山間、土宜鐵鍬、不便養蠶、所輸調絲、常求多苦、因茲承前國司、應請停調絲令輸鐵、依堅永停調絲、令輸鐵鍬、諸雜者、奉勅依請」、此事後紀にもみゆ、また三代實錄、貞觀七年八月「備後國、神石奴可甲努惠蘇、世羅三谿三次三上八郡、居山間、土宜鐵鍬、比年旱疾、家庭弊亡、四年之間、毎年四百、更復調役」

毛利元就記、石見國と備後半國內郡の分は、雲州の尼子晴久に從ふ、元就武略を以て、備後の國尼子方の士を大內の旗下とす、元來大內と尼子爭亂事なれば、元就の武略を怒り、大兵を以て一擧に元就を打果さんとす。〇備後內郡は、古の波區藝(ハタキ)國たるへき考按は、比婆郡の條に見ゆ。

亂石崩沙路不分、松杉風外午鷄聞、昇平何讃無閑地、怨彼窮山數畝雲、　紫山

甲奴(カフヌ)郡

廣田世羅の北にして、神石(ジンセキ)郡の西、三谿郡の東とす、其水流は上下(ジヤウゲ)川、田房川と云ひ、三次川の一源なり、面積凡二十方里、今一町五村三組合に分ち、人口二萬、蘆品郡役所の兼治とす。

甲奴は和名抄加不乃と注す、古へ葦田郡に屬し、甲努村と云へるを、和銅二年分割して一郡とせらる、續紀云「和銅二年冬十月庚寅、備後國葦田郡甲努村、相去郡家山谷阻遠、百姓往還、煩費太多、仍割品遅郡三里、隷葦田郡、建郡於甲努村」(原本建郡於三字を脱す、考證永正本、官本塙本に據り之を補ふ)

正保圖甲怒に作り、寛文中之を改め、元祿圖再び甲怒に作り、今更めて甲奴を用ふ。按に甲奴は姓氏錄皇別甲能ありて、續紀に據れば、天武帝の皇子大野王の子、御方宿禰賜名の後也、名義因由不詳。

矢野(ヤノ)鄉

(見階)

和名抄、甲奴郡矢野鄉。〇今矢野村、階見(シナミ)村、清武(キヨタケ)村、并に上下町是なり、郡の南堺にして、世羅廣田の二郡に接す、本鄉は內郡外郡の分水嶺にあたり、南なるは大田川に注き、北なるは三次川(三谿郡)に注く。〇矢野溫泉、溫七十五度、浴客稍少也。

上下(ジヤウゲ)

今上下町と云ひ、山間なり、府中の北四里、三次川の源に在り、此川一名上下川とも云ふは、是が爲めなり。

上下は幕政の時、石見國大森代官の出張陣屋を置きし所にして、近郡の公料を支配したり。

甲奴(カフヌ)鄉

(福有)

和名抄、甲奴郡甲奴鄉。〇今甲奴村是なり、本鄉てふ大字遺る、矢野の北、上下川の谷にして、吉野村有田村、安田村等も之に屬す。續紀に甲奴村と見え、即本鄉の範圍なり、名義詳ならずと雖、備中小田郡に同名の鄉里あり。〇甲奴の東なる吉田村大字有福(アリフク)は、東鑑「文治二年、備後國有福庄」とあるにあたる歟。

田總(タブサ)鄉

和名抄、甲奴郡田總鄉。〇今稲草村、領家(リヤウケ)村、五箇(ゴカ)村、龜谷(カメダニ)村、木屋(キヤ)村等是なり、甲奴の北にして、田房川の谷をすべたり、此谷は三次川の一支源にして、御神山(ミカミ)(奴可郡の帝釋村に在る)より發し、西流四里、木屋に至り上下川に會す。

藝藩通志云、永井又次郎重廣は、大江廣元の次男、永井左衞門尉時廣の孫にして、何時代の比にや、甲奴郡へ入部し、始て稲草村川平山に城居し、田總庄十二村を領す、因て一に田總又次郎と稱す、一説に又次郎照重、康永年中始て居城と云ふ、或書には照重は重廣が曾孫なりとぞ、いまだ是非を知らず、又この村龍興寺は、康永二年、永井時重營造といふ、時重照重一人なりや二人なりや。

稲草(イナグサ)

上下の北三里、田房川の邊なる一村なり、(此より庄原に至る更に三里)延喜式、甲奴郡意加美(オカミ)神社は、木村の意加美谷に在り郡中の名祠とす。

神石(ジンセキ・カメシ)郡

甲奴の東、山脊を以て相分ち、備中江原川と成羽川(又東城川と云ふ)の上游なる山谷を占む、境域整合ならず、面積凡二十方里、人口二万九千、五村五組合を以て一郡と爲し、蘆品郡役所の兼治とす。

天武紀「二年、備後國司、獲白雉龜石郡而貢、乃當郡課役悉免、仍大赦天下」と見え、和名抄加女志と注す、後世ジンセキとのみ呼ぶ。

神石(カメシ)鄉

(龜石郡)

和名抄、神石郡神石鄉。〇今龜石(カメイシ)村存す、郡の南西偏にして、江原川の源にあたる、小畑村、父木野村、高蓋(タカフタ)村、來見(クルミ)村等も之に屬す。(和名抄、神石鄉の下に志の一字を注するは、加女志の誤脱なるべし)〇小畑は府中を去る五里、龜石村と相接す。

父木野(チヽキノ)

(小畑)

小畑の西とす、康正二年造內引付に「九貫六百文杉原遠美守殿、備後國父木野四箇所分段錢」とあるは此なり、父木野村の北に高蓋村あり、江原川は此邊に發源して、東に向ふ。

山野(ヤマノ)川

備中江原川の上流にして、本郡の南西堺に發源し、東流五里、山野村(今備後深安郡に屬すれど、地形當然備中後月郡に屬す)を經て、備中に入

る。

井関 今吐安村を合併し、来見を改稱す、小畑の東にして、又山野川の邊とす、福山神邊より東城に通ずる山路は、豐松より井関を經て、油木驛に向ふ。

星居山 井関と油木の間なる横嶺にして、東は備後山に連なれり、寂室錄に遊星居山備省の詩あり、學は學の誤歟、學はコに假るを得れど、學はコに假るべからず。

千峰萬壑一目收、引得高學斗牛立、徐歩煙嵐紫翠間、滿遺石徑蘿薜葉、老屋空山秋日寒、土階積雨苔侵壁、門外石徑俗客入、此道守人渾黄如、鳳松時調竽籟音、溪澗常接清白響、且呼樵馬驛相揖、

油木 今油木村と云ふ、井関の北二里とす、油木の東なる豐松村は備中川上郡の高山に連接し、茫々たる高原なり、牛馬山谷に放養して、牛馬の牧養によろし。

帝釈川 東城川（備中成羽川の上流）の一支源にして、其源は奴可郡の帝釈村に出て、南に油木郷に入り、曲にして東に折れ、東城川に入る、長七里。

三坂郷 和名抄、神石郡三坂郷。○今新坂村に大字三坂あり、然らば油木豐松等も、此郷内なりしを知る。

地學雜誌云、備中國川上郡より、備後國神石郡に至りて約百五十尺の層厚を有する石灰岩は、白色類岩質にして往々燧石岩、碎片を交へ、或は鐵分を含んで、赤色のものあり、其豐岩質の石灰は、フズリナ、腕虫類等の化石を含めり、其岩層の時代は、三疊系の上部と稱せらる。

高市郷 和名抄、神石郡高市郷。○今詳ならず、三原の西にして、奴可郡帝釈村に近接する某村なるべし、高光村、二子村、草木村等なり、高光と云ふ村名あれば、高市は高光の誤にやとも疑はるれど、光字をみつと訓むは後世の業なれば採り難し、康正二年道円引付にも神石郡高光郷とあれば、猶考ふへし。○油木村は、油木の西二里、高光に接す。

（高光）（豐）

比婆郡 明治三十一年、奴可恵蘇三上の三郡を合同し更に比婆の名を命す、本郡は東北なる山谷を占領し、產業の名ありと雖、内部の境土のみ、郡治は庄原に在り。

比婆とは、恵蘇郡比和村に、古事記伊邪那美神の比婆山の陵ありと傳唱するに由る、

古事記云、伊邪那美神者葬出雲國與伯伎國堺比婆之山也

然れども、此傳説は徵證ばなはだ厚からず、附會の嫌あり、唯一證の稍論擧に足るは、波區藝と云ふ國の所在を窮むる事是なり、舊事紀に

行幸吉備、只波區藝、封御友別弟鴨別、是笠臣之祖也、

とありて、其後世其名を失へり、國造本紀には阿岐（安藝）と大島（周防）の間に、

波久岐國造、瑞籬朝、阿岐國造同祖、金波佐彦孫、豐玉根命定賜國造、

と錄す、此波區藝は、山陽道の伯耆と其名相近似すれど全く別地とす、故に國造本紀別に伯岐國を錄す、今按ふに山陰なるは波々岐にして、山陽なるは波區岐と云ひ、波區岐は即備後の内部の舊號なるへし、古事記に伯耆國堺の比婆山と云へる伯伎も、波區岐とよみ、此内部の堺に求むへきに似たり、今比和村は州界の稍南に在りて、全く本部中に在れど、古書堺とあるに符合せざるにあらず、備後國も出雲能義郡にも比婆山の神陵を説く所あり、參考すへし。

（波區藝國）（波久岐國）（伯伎國）

以上比婆山に就き、波區藝の所在を推せし者なれど、比婆山の事は之を措くとするも、備後の内部に古國名を欲くは、一疑問なり、阿岐周防の邊に、波久岐國に擬すへき地なきは一疑問なり、阿岐と波久岐は同祖の國造にして、其地は又吉備臣の一族に附與せられし事も一疑問也、如是の疑問を解くへき地等、此備後内部の地に求むべけんや。

奴可郡 明治卅一年廢して比婆郡へ入る、本州の東北隅にして、備中井に接し出雲に接す、其山谷二分し、一は東にして東城川と云ひ、備中大川の一支源なり、一は西にして西城川と云ひ、石見江川の一支源也、面積凡卅方里、人口二万六千、二町七村。奴可は和名抄奴加と注し、名義不詳、東寶記に備後國人奴賀入道と云ふは、本郡の族黨なるべし、太平記にも奴可四郎の名見ゆ。

御神山 帝釈村大字未渡の西南に峙ち、舊奴可三上甲奴神石の四郡に跨る、山最甚高からずと雖、岩石奇異にして、古来神山と稱する所と云ひ、其麓なる帝釈の洞門石橋は、世に喧傳して、海内絶無而僅一の奇境と號す。

三上郷 和名抄、奴可郡三上郷。○今帝釈村是なり、即御神山の北麓にして、東城西城兩山谷の中間に插入し、南は神石郡の地に接したり。

未渡 今宇山始終等と合同して、帝釈村と改む、帝釈堂あれば也、東城の西三里、西城の東五里、所謂神橋（唐門の奇）此に在り、文政年中菅茶山の常信鬼橋の記を作る、其頃備前國の作か句に、

唯さくやこゝは橋やら山路やら、

と曰へり、此一句巧に鬼橋の景情をうつしたりとて、當時に推されたり。

鬼橋、僻在一方、北坡瀰清、石路崔嵬、游人[illegible]、一嶺、々窮而壞、坡窮而谷、四面皆山、如投井裏、滿下得一線路、淺[illegible]蹈下、即有[illegible]生、如行山間、身在橋上、而不知橋、已奇、下渡而視、始見全形、橋蓋一片石、架空而起、高大不可名狀、石髪垂垂、如真[illegible]、[illegible]、不可久[illegible]也、自[illegible]

帝釋堂、十六町、兩壁皆石、屛立參天、有詩門者、一石而二洞、直起可五十丈、門上架門、溪雲如濕、自洞去來傍有獨石人立、荊蔓縛之、如偕者婆娑、云々。〔菅晉帥鬼橋記〕

帝釋堂

未渡村に屬し、數丈の山巖に依り、其半腹を穿ちて堂を造り成せり、故に巉岩堂上にそびえて甚危し、此山全山白石にして、草木其罅隙に生ず、堂下も皆石なれば、それに磴路を作りて堂に登る、前に一川ありて橋を架せり、凡此地の景奇絕いはんかたなし、堂の近傍山足に、一洞穴の俤しく深さあり、帝釋の岩穴とよぶ、西向の橫竇なり、口の濶一丈六尺高七尺、石乳繁く垂て、鼓濶長短、更に隙なし、淸水滾々として內より出て、洞外の川に入る、川水高き時は洞內に入るへし、いまた此洞の深を窮め測るものなし、帝釋堂は天正年中炎上し、舊記失せたりとて、僅に天文中の緣起文と造營奉加帳をは焚餘に得たり、其帳に右馬頭また景盛、爲虎、元興、元高、元眞、元資、元郷などい名あり、皆毛利の時い大名と見ゆ、其後正保寬文には、藩より再造あり、後常に修理を加へらる、且堂の側川の左右、市の地まで皆除地と稱して、今に至り稅を徵さざるは、もと寺祿に施せしなるべし、本堂を石雲山永明寺と稱す、緣起の文に帝釋天、惡鬼退治の事を載て云、帝釋の正体は杵築明神なりと、されば實は大已貴命にて、惡神を斬伐し國土を草創し給ひて、人民に大功ある神なれば、上古よりかく廟祭せしやと思はる。〔通志〕

神橋

未渡村に屬し、帝釋川に架したる天然の圯橋なり、謂ゆる鬼橋卽之を指せり。○通志云、神橋は帝釋川の流に在り、兩岸皆山にて、それに跨れる天然の岩橋也、長廿三丈四尺、幅三丈二尺、橋背より水際まで高十三丈、その內橋身厚さ七丈八尺、橋腹より五丈二尺ありといへり、實に鬼神の造作せる所なれば、昔よりかく名つけ置しなるへし、神の訓かうともよむなり、此川下三十町許、神石郡相渡村に雌橋といへる岩橋ありて、中一間許斷えたり、土俗の說に上古鬼神ありて、一夜に此二橋を作れるに、彼は陰鬼是は陽鬼の作れるが、雌橋はいまだ成らずして、夜明けぬといへり、此神橋の背には草木も生茂りてあれば、知らで行く人は尋常の山路ともおもふべきが、橋下にくだりて橋腹を仰げば、一枚の石にて、いかにも刀鑿もて削りなせるがごとく、高く架し渡せるを見て、始て神工の妙に驚きぬ、誠に奇絕といふべけれど、僻鄕にあるを以て、いまだ天下に著れ聞えず、近世菅晉帥此地に遊び、此橋の樣と、帝釋唐門とを併せて、記文を作る。

（唐門）

又云、唐門は帝釋堂と神橋の間なる路邊に在り、山峰の下さす、大略洞門の內高二丈四尺、濶二丈許、深二丈四尺、巨岩峙り倚りて、門上に門を架するが如し、山雲その洞より來去すべし、此岩の色も多く淡白なり、巖下の路より仰ぎ見れば、巍然として城樓の如し、その內を通りすぎて、宇山にかよふ山路あり。○又云、水須瀑は未渡村の原田と云ふ所に在り、大磐石の底下、自然に潤水に衝開かれて、空間あること長さ廿四間、幅二間高四五尺、夏森大原二谷の水、皆この中をくゞりて、下に出るなり、岩の底濶左右とも水にされて、色白く切り成せるが如し、水は淸淺一尺許にて、底は白沙なり、土人是を水すれとよべり、夏森瀧も全村にあり、高百三十丈、長二町許の間の巖石なり、其表は雨露に染て鼠色なれど、その質は純白璽瑩なり、就中質堅くして、色淺青碧玉の如きあり、是を上品とす、打碎けばみな雪のごとし、盆山盆栽の根に敷き、又細末にしては盆景に用ふ、光澤ありて賞玩すべし、世に備後砂利と稱す是なり、土人は地名を以て夏森ざりと呼べり。

鬼橋　阪谷朗盧

於戯奇哉鬼橋奇、鬼耶神耶將化兒、海內畏觀爲一掃、天台石梁亦徒爲、吟客夜投帝釋梠、大澤驚夢纔支、曉霧入攀急缺際、怪峰危聳翠闌、石門重開雲吞吐、波角牽掣倒垂枝、忽看大壑中否塞、飛來長流何遏之、寧知空際通山脈、百丈橫跨千尋谿、萬古不撓穹窿勢、雲根天矯逸踊蹃、上生老樹爲欄楯、牛馬往來似坦夷、下如大月生溟渤、水蕩仙氣相爭馳、縱有森潔漂山至、洞然流去屹不移、難他老蚪奔趺崩山死、鬣甲化石不絕雖、又疑天半長虹飲谷夕、電激固結凝不騰、不然太古架橋梁始、眞宰教民運巧思、萍便宵提東方勝、金洞庚申屈指推、不知絕奇在目睫、一條壓倒萬嶔巇、寄語天下烟霞客、公論不是我言私、不攀晃岳勿談美、不渡鬼橋勿說奇、

東城川

備中成羽川の上流にして、奴可郡の東偏に在り、伯州日野郡の堺、道後山に發源し、南流東城町を貫き、帝釋川を容れ、備中川上郡へ入る、郡內を流るゝ凡十里。

斗意鄕

和名抄、奴可郡斗意鄕。○今東城町、久代村八幡村等なるべし、東城に大字戶宇存す、斗意の訛とす、蓋斗意は後世條名に轉して、東條と云ひ、又東城に作れる歟。福山志料云、宮下野守盛重（品治郡一宮城主）其菩提所中興寺へ、田地寄進の證文に「備後國中興寺領、同國東條內宇計原村云々、戶宇鄕內云々、永享十年三月」と見ゆ。（宇計原は今八幡村の受原なり）○再考、建長二年道家處分帳に「備後奴可東庄」とも見ゆ、庄と日へるを、其後條に訛り、城に改めし歟。

（東條）

東城

今東條町と云ふ、山間の小驛市なり、備中哲多郡に接し新見井村の西六里、郡治莊原の東八里。

此地方は備中伯耆の諸山と共に鐵を產すること盛大也、舊藩政の時は、東條西條に爐場を置き、官民共に之に從事したり、抑鐵は內郡第一の產にして、生民之に因る、之

を採るに多く岡阜に於てす、又穴を穿たず、昔は處に土鐵を採れりと云ふも今はなし、後世は専ら懸崖につき、流水の力を假りて之を崩壊し、池を造り樋を通し、淘汰して沙中の鐵礦を採る也、奴可一郡に於て、其採鑛二百餘所を數ふ。

東條城は戰國の比、宮氏澤氏の居れる所と云ふ、慶長六年、福島家入部の時、長尾隼人正一勝、一万六千石の給祿を以て東城に居り、伯耆備中境を固めたり、淺野家に至り城罷廢す。○通志云、東城川東の千手寺は、花谷山と號し、相傳ふ、天平中開創、貞治中、宮下野藩市再造、僧雲庵を中興開山とす、永祿年間、石見邑智郡匠橘山の城主、佐波職後廣退、當郡に來り、東城に住し、此寺を以て香提所とす、因て石見の大慈寺の山號を移し、此寺の號とす、天正廿年、當寺を以て神石奴可二郡佐波氏領內諸寺の惣錄とし、田園を寄附せし文書現存す。

久代（クシロ）　東城の南なる山村なり、昔久代のニヒツ山に、高野權現あり、延喜式の官社なりしとぞ、又久代殿と云へる武家は、宮氏とも云ひ、東條西條の領主なりしとぞ、西條入江參考すへし。

德雲寺（トクウン）　東城の北一里、八幡村大字菅に在り、萬松山と號す、洞上聯燈錄に「宗梅退于奴可郡、雲德寺、自子繼嗣正、未幾何、舊叢祉」と見ゆ。通志云、長祿元年丁丑、東條の領主宮下野守政盛、その父教元追福のため、此寺を建て、僧覺源を開山とす、寺領三百五十石を附せりといふ、寺後の峰に座石あり、鬼臼とよぶ、よりて鬼臼を以て峰の名となし、故事をいひ傳ふれど、其事佚し、文祿年間回祿にかゝり、殿堂寺院悉く灰燼となる、慶長中再造せしが、後亦燒亡す、寛永九年重ねて營造すといへとも、大半は廢しぬ。

道部郷（ミチベ）　和名抄、奴可郡道部郷。○今詳ならず、斗意郷の北、小奴可、田森、（東田竹森）八鉾の諸村なるへし、道部とは道公の部民の謂にや、姓氏錄に「道公、伊賀同氏、大彥命孫也、屋主田心命之後也」と見ゆ、又別に路眞人あり。

小奴可（チヌカ）　東城の北三里、奴可宿とも云ひ、更に二里、三坂道後山を踰えて、伯州多理驛に通す。

小奴可村は古の郡家なるへし、世羅郡にも小世良ありて郡家と想はるれば也、小は美稱にて、大小の義にあらず御奴可のオをヲに訛れるならん。

題奴可郡　　頼杏坪

孤驛投額郡、地勢近山嶂、荒野流霜頂、空城落葉深、徒論當世事、那得古人心、峽驛天將早、寒星爛成林、

道後山（ダウゴ）　小奴可の北なる横嶺にして、拔海一千三百米突、山陰山陽の分界を成す、其山下の三坂村は、今油木と合せ八鉾村と改む、通志、此山絕頂に上れは、四國の山雲伯の海を望見すと述へたり。

西城川（サイジヤウ）　油木の山中（雲伯の州界にして、出雲風土記に「室原山遊記山、備後與出雲二國之堺」とあるもの）に發源し南流、西城に至り凡四里、漸く西に傾き、四里にして庄原に達す、又屈折して山內郷に入り比和川宮內川を容れ、更に門田川の名あり、三次に至り諸水に滙合し、江川と爲る、長凡十四里。

油木（ユキ）　西城川の源あり、今三坂、小島原等と併せ八鉾村と改稱す。通志云、油木の御井野原は、山上高平也、御井といへば、上古故ある野にてもあるへきか、出雲風土記に出雲と備後との界室原山といふあり、神の御室などありしか、又遊記山といふも見ゆ、遊記は今の油木村ならむか、此原上に古井あり、今は兒が池といふ、此水北に流れ出雲八川村に入る、風土記にいへる室原川は室原山より出てて北流す、斐伊川上なりとある、これなるへし。○油木に鑛泉あり、常溫七十二度、近年浴場を開く。

美古登山（ミコト）（吾妻山）　油木山の高峰吾妻（アヅマ）は拔海一千三百四十米突と云ひ、雲伯の州界に當り、又奴可惠蘇の郡界たり、其南に連りて烏帽子山、美古登山等峙つ、美古登山の東麓に、大屋比野等の諸村ありて、今美古登と改稱す、山中に熊野大神を祭る、○或云、此邊に女鬼と云ふ、休火山ありと。

刑部郷（オサカベ）　和名抄、奴可郡刑部郷。○西城町并に美古登村なるへし、西城の大字入江に小坂の地名のこれりと、通志に見ゆ。

西城（サイジヤウ）　今西城町と云ふ、山驛なり、東城の西北三里半、延喜式奴可郡邇比都賣神社在り、通志云、邇比都神社、後世其所在を失ふ、久代村權現山をニヒツ山と呼ぶを見れば、往時彼處に在りしならん、近年郡內の祠官協議し、藩に乞て、新に西城町に一祠を建て、邇比都賣と爲す）

（西條）（大富）　西城は近世大富庄とも稱したり、又其條を城に改めたるは寛永の比の事とす（通志）永享十年、古證文に「備後國中與寺領、同國西條森村內、田地、山野村內大原名、田畠云々」と見ゆ、西城町の大字に入江あり、入江の大富山を西條城址と稱す。

（入江）　按に西條の城主宮氏、東條久代をも兼有しければ、久代衞比都社を西條に移したるにあらずや、宮氏の事は、通志云「入江村大富山は、宮氏の城跡也、宮上總高盛久代より此に移り、天文年中、高盛毛利家に屬し、當郡及び備中伯耆の地をも略取したり、左門衞尉高信に至り、雲州讚谷へ移り、西條城廢す」。福山志料云、久代修理亮は西城の城主なりといひ、祠が籠城の中に（江田の祝也）此人の加勢百騎あり、されはその時は尼子に隨ひしにや、大內が雲州を攻し時は、其軍にしたがひ、後に毛利家立花陣にもしたかひ、又後尼子勝久を討つ軍にもしたかひ行く、藝備古蹟志に、久代

記と云書を引て、宮彌正左衛門利吉は、これを久代殿と云、子左兵衛景兵、其子監物利成、其子小藤太景成、其子宮内介景行、其子上總前司景友、其子上總介高盛迄、應永六年己卯より、天文年中に至り、百三十余年居住し、高盛はじめて入江村と云所にうつる、是を久代の西城と云。

三上郡（ミカミ）

明治三十一年廢して、比婆郡へ入る、奴可西城の西南にして、狹少の地なり、面積六方里人口一万五千、一町四村に分つ。

三上、和名抄美加三と訓し、其東南に御神山あり、奴可郡に跨る、其北嶺に蘇羅比古祠あり、郡名之に由る。

多可郷（タカ） 和名抄、三上郡多可郷。○今高村是なり、西城の西南二里、西城川の邊とす。

高村の南嶺を大黑目（オホクロメ）山と云ふ、大黑目の東に蘇羅比古山あり、相連接す。

三上郷（ミカミ） 和名抄、三上郷。○今本村（ホムラ）蓋なり、多可郷の南にして、御神山の西北麓とす、一說三上郷は莊原町なるへしと云ふ、採り難し。

蘇羅比古神社（ソラヒコ） 今本村（ホムラ）の空彥（ソラヒコ）山に在り、三上郡の總社と稱し、應安至德正の比の古寫經を所藏す。（通志）此神は蘇羅比古郎、空彥の義なれば、天神と云ふに同しかるへし、書紀通證に、繼體紀の「官香、吉備弓削部虛空」を引きて之に充てたれど、疑ふべし。

(村本)

本村川（ホムラ） 本村（ホムラ）の本村山中に發源し、西南流、信敷郷に入り上下川に合ふ、長四里、三次川の支源とす。

信敷郷（シヌブ） 和名抄、三上郡信敷郷。○今敷信（シキノブ）村、峰田村是なり、本村（ホムラ）の西南にして、莊原の南とす、本村川に添へり。

(信敷)

東鑑、文治二年、左典廐藤原能保、及宗家、依時治、備後國信敷庄以下數箇所地頭職、令避與子俊宗家給、（東正二年筋内引付、等持院領、備後國信敷庄、（通志云、信敷はシノブとよむべし、後世誤りて敷信（シキノブ）と稱し、敷信庄、又は信名（シノナ）庄と云ふ。

(尾篠)

神代郷（カウシロ） 和名抄、三上郡神代郷。○莊原町なるべし、信敷の北、多可の西にして、西城川の邊とす

通志に川手村に甲代八幡宮あり、甲代は神代の遺唱ならんと云へり、川手今庄原に屬す。

庄原（シャウバラ） 今庄原町と云ふ、西城川に接し、小都市を成す、三次の東四里、比婆郡の治所とす。

庄原は往時永江庄と稱したり、後世市衆を稱して紙を漉くもの多し、山中に紙き石ありて、之を碎挨すれば中より蛤螺など出つることあり、龍尾山實善寺は、開基未詳、中頃山内氏郡邑を略有したる時、其祈願所にして、古證文を傳ふ、佛殿、護摩堂、大師堂、仁王門等ゝ森宇つらなり、佛像亦觀るへし。（通志）

土木郷（トキ） 和名抄、三上郡土木郷、（今詳ならず、トキとよむにや、高山寺本には云木に作る、不審、此郷後世惠蘇郡に入り、山内郷圓通寺ともおもはるれど明白ならず。

惠蘇郡（エソ）

明治三十一年廢して比婆郡へ入る、三上三次の北にして、出雲の州界に至る、面積凡三十二方里、七村に分ち、人口二万五千、山谷相る間に家を蓋す。

惠蘇は出雲風土記に惠宗に作る、一書に備後風土記逸文の疫隅を此地にあてたれど、エエの音を違へるのみにあらず、逸文の文意にも合はず、名義不詳。

巡覽識蘇、夜歸峠店、　　賴杏坪

我藩一州當六州、領藩大藩取封疾、時平方有幸計策、身宅曾無宿宿薦、藩省西山偏側自、森風東南國行牛、大刀四顧空成、夜生徒思劍淨修、

山内（ヤマウチ） 庄原の西、西城川の南北にして、惠蘇郡東南偏の地なり、古の三上郡土木郷の境域とも云ふ、今山内北村、山内西村、山内東村の三と爲す、西村の大字上を首里とす、庄原三次の中間にあたる。

山内は地毗（ジヒ）莊と稱し、昔首藤氏の食邑たり、首藤氏甲山に居城し、惠蘇三上の二郡を領知す、（甲山は山内西村の大字市（イチ）の西南とす）首藤氏の祖、通貞相州山内郷より此地に來れるは、正和五年の事にして、初め藏山に築城したりしが、後前山を嫡通俊に讓り、甲山に居る、是より山内氏二流と爲る、甲山は十四代元貢に至り、毛利家に隨ひ、後藝地へ轉す。（通志）安西軍策に、弘治二年、毛利元就口羽下野守を以て、山内新左衛門尉隆通を方便りて、尼子方と手切れして、味方に引入るゝ由見ゆ。（通志によれば、隆通は元貢の曾祖父にあたる）

圓通寺（エンツウ） 山内本郷（今山内西村）に在り、元亨年中、山内首藤左衛門尉通資の草創にして、慈雲山圓通寺と號し、正中元年、鎌倉天龍寺玉渊を招請して開山とす、天文年中、首藤直通中興す、堂の天井に雪舟の畫あり、是手直通の客附なりといへり、今方丈にある阿彌陀觀音勢至の三佛も、もと圓通別に一院を建て安置せし所なりといふ。（通志）

川北（カハキタ） 今山内北村と云ふ、西城川の北なる山中に在り、此村の赤光山に、礫石を産す、硅酸質土質にして、石筆御村等に供用せられ、其質の精良なるは、耐火土に使用せらる、其石山の狀、備前國三石のものと相似たり。

(田門)

川北の西なる門田（センデン）、湍川も今山内西村に屬す、比和川此にて西城川に入り、西城川一に門田川の稱あり。

比和（ヒワ） 山内の北なる、一山谷にして、今比和村と云ふ、林溪流の長五六里、出雲國仁多郡と山脊を分ち、林業に富めり、一說出雲風土記の比布（ヒフ）山を此に引き、又古

事記比婆山に擬するものあれど、比布山は新市に在るべく、此に引くべからず、比婆山の論は郡名參考すべし。(比婆山は庄原の北に在り、)通志云、比和村布見谷に、柞原宮と云ふ小祠あり、土人里正等の書接に、古書に大吉の時、伊奘册尊を出雲伯耆の界比婆山に葬るとあり、比婆は此比和にてもあらんか、昔は比波とも書けり、又村内烏帽子、熊岩、寳妻、機織などいふ地名もありて册尊の御事に縁あり、且布見谷を一になしか谷ともよふ、册谷の義なるべしなど見ゆ、按に柞原明神と稱するは、大巳貴命なり、その祖神は伊奘册尊なり、もと此二神を祭り柞原のみを以て宮號させしにや、されど事蹟を言傳るを見れば、伊奘册尊の御葬地にて、此宮ありと云に似たり、然れとも此郡は出雲には接すれど、伯耆の界には遠く、且出雲の内に現に比婆山といふありて、御陵といひ傳ふるあれば、此宮に比婆山の神を祭りしのみにて、伊奘册尊の葬地にはあらざるべし。

惠蘇郷（エソ）　和名抄、惠蘇郡惠蘇郷、○今詳ならず、今口北口南などにや、又比和村にや。

宮内（ミヤウチ）　今口北村と改む、其南を口南と云ふ、比和の西に跨れる山谷を占め、長四里餘、其口と云ふは、名義不詳。

宮内の六國見山の六國見明神は、寳水の比、口南の向泉に移す、之を延喜式、惠蘇郡、多加意加美神社と爲す。(通志)

高野山（タカノヤマ）　今村名に呼ふ、宮内(口北村)の北にして、出雲國仁多飯石の兩界に至り、其山谷は東西に長く、澤流西流五里、南に折れて獺田川と爲り、江川に入る。

雲州軍話、尼子經久入道瑞閑、藝州へ下向之事、出雲路や、流谷峠を過行ば、湖水々として際もなし、汀に寄する波の數、根を空に掛屋の宿、三澤赤穴を越過て、發名を帶ふ高野山、表も三好の里ならでと云と。

新市（シンイチ）　高野山村の屬邑なり、三次の北(宮を過て)七里、東に雲州界の山嶺を踰え、五里にして雲州三澤村に至るへし

新市に山内氏の甲山城址あり、

安西軍策云、毛利元就、天文四年三月、備後國高野山へ發向し、城の居館より仕寄攻ければ、城主高野因元意降參したり、此勢に備後の殘々七箇所を落す。○通志云、其山内通貞、正和中相州より此地に移り、甲山に居る、其後嗣山を弟通俊に讓りければ、二家と爲り、通俊の後胤相繼して、通信まで十八代此に在り、天正辛卯落城すと云へり。

出雲風土記、仁多郡、通備後國惠宗郡堺比布山、五十二里、又御坂山、郡家西南五十三里、卽此山有神御門、故云御坂、備後與出雲之堺一とあり、比布山と御坂山の同一なるを知るへく、又其西南と云ふによりて、高野山新市の堺嶺にあたるを知る、通志に又新市の西上里原に赤之谷の山を荒神山と曰へり、是は風土記「飯石郡、通備後國惠宗郡堺荒坂、廿九里」とあるにあたる。

春部郷（カスカベ）　和名抄、惠蘇郡春部郷。○今詳ならず、後世春日と呼び、鎭守に春日明神を祭りなどしたる地に求むへし。

刑部郷（オサカベ）　和名抄、惠蘇郡刑部郷。○今詳ならず、同名奴可郡にも、三谿郡にもあり、

雙三郡（サクサン）　明治三十一年、三次三谿の二郡を合同して双三と改稱す、郡治は三次町に在り、本州の西北陽にして、山脊を以て雲州石州と分ち、河流を以て藝州と分つ、其世羅、甲奴、三上、惠蘇諸郡の郡堺は錯合ならず。

三次郡（ミヨシ）　明治三十一年廢して雙三郡へ入る、三谿惠蘇の西に竝り、石見安藝と堺し、北は出雲に至る、面積凡三十方里、一町九村人口四万。

三次は和名抄美與之と註し、後世三善(又三好と書く)(雲州軍話)三吉(正保圖)等に作る、寳文以後官符三次に復す、名義不詳、且具之に假借するは、其音以を得らず一書に「此郡有上三次村下三次村、故以三次爲名、郡名寄字」と云へど、上次下次は上三次下三次にして、郡次は後世略文に作り、古訓ハツスキなるべし、三次は三次の義と通せず、藝藩通志に三次は古訓ミヤスキなるへしと云ふも未た稍からず、古言次字をスキともヨシとも訓みたるは、尚其所以あるへし。(但し次をスキと訓むは、少の義に通して、スクと假り、スキに轉用したるに似たり)

通志云、三次の次を與之と訓する義、いまた詳ならず、按ふに次字は日本紀に須岐とよめり、阿波國に三次郷あり倭名抄美須木と訓せり、次はやどるの義にて、古やどるをすきといへり、摂津國に揖宿郡あり、倭名抄以去須木と訓せり、されば、三次は三宿の義にて、三夜須木といふべきを、夜須の反與なれば、み與しと呼ばれしにや、今も當郡に宿敷といふ村あり、中古八次幡次など書たる、こともありといふ、倭名抄にいへる將次の轉說にて、今も古名の遺れる考ふへし、されば上次はかみすき、下次はしもすきといひたるなるへければ、三次を合せて阿波國のごとく三すきといふべきを、此國にみつき郡といふもあれば、まきらはしき故、みよしと變られたるにや、拾芥抄には三次とあり、こは字の誤なるべし、中古三吉に作りしは、訓にて通用せしと見ゆ。

秋風　杏坪

秋風三次郡、騷客倍愁吟、濃霧山間滿、繁星頭上林、孤鴻鳴國跡、垂老奉君心、外物無多幸、還家帶苦辛、

福山志料云、三吉また三好ともかく、陰徳記及太平記等に吉とも好ともみえたり、系圖に據るに藤原行成朝臣男俊綱、始て備後に下る、其後代々三次に住す、十三世の斷

兵衛尉宗高と云、次を安房守致高と云、永正二年大内家に屬し、義植將軍の歸洛に從ひ、改めて修理亮と稱す、修理亮初は毛利の敵にて、青景城の後詰にゆき、又祝城へも加勢を出す。

櫃田川（ヒツタ） 高野山(今比婆郡)に發し、本郡に入り、南流し櫃田入君の諸村を經て、布野川を容れ、河内

(櫃田)

村に於て江川に歸す・長凡十五里、櫃田入君等は今合併して君田村と改稱す、村落所々に鐵山あり、毎年秋の彼岸より春の岸彼までを、砂鐵汰取の期と爲す。

河内（カウチ） 櫃田川と西城川の兩谷に渉れる山村にして、南は江川、三次町に至る。

下次郷（シモミヨシ） 和名抄、三次郡下次郷。○今詳ならず、其下次は下三次の謂なれば、地形の上より推して、河内村及ひ君田村に擬すべきに似たり。

布努郷（フヌ） 和名抄、三次郡布努郷。○今布野村、作木村（サクギ）是なり、河内櫃田の西にして、石見國邑智郡に接す、康正二年造内引付に備後國布野郷とあるは此にて、郡は郷の誤とす、或は府野に作る。

布野（フノ） 今布野村と云ふ、三次の北三里、雲州赤名驛に向ふ山路にあたる、布野の北二里、横谷を以て州界とし、赤名に至る更に一里とす、此横谷（ヨコタニ）峠は出雲風土記に「飯石郡通備後國之三次郡三坂、八十一里、徑常有劉」と云ふにあたる。

(横谷)

知波夜比賣神社（チハヤヒメ） 延喜式、三次郡の官社也、別に三谷郡に知波夜比古あり、今布野村の布野山に在り。(神祇志料)

雲州軍話云、尼子經久、藝州へ出陣、備後の三好は道路に待ちて、人馬往來自由を不得、先つ三好が城を責取て領道開くへしと議定、天文八年八月、江の川に陣を取て威を動せしかば、三好備後入道、子兵衛尉に申しけるは、昔より此比叡尾（ヒエビ）の城は、敵に圍まれて落ることはなければ、出て合戰なり難き城なれば、汝は今宵より府野（フノ）の山崎へ打て出て、川の案内を知らぬ敵の、明日渡し來るを待得て、半渡を討てと諫しかば、光慶聞て、府野川へ出陣す、其比三好入道數多狐を蓄養ひけるが、夜毎に出て三好粟屋江田の山に、數十の火を灯す、尼子ニ軍勢猜疑を生して遂に敗軍す。

(府野)

作木（サクギ） 布野の西にして、石見の口羽、都賀（ツガ）に滿れる山村なり、江川東より來りたに折れ、作木の西をば流れて、石見に入る。

三次川（ミヨシ） 甲奴郡の上下川を以て水源とし、三谷郡に入り西流し、本村川を併せ、三良坂驛に於て西城川を併せ、田幸村に於て西川を併せ、三次町に於て西城川と合ひ、共に江川に入る、長凡十五里、○三次川は吉田川と相會し、又櫃田川を容れ、水勢初めて壯大なり、故に三次吉田の會流以下を江川（ゴウノカハ）と名つくへし、一書其會流以下においても、尚三次川の稱を立つるは不審、土俗の習慣に出つる歟、會流より石州都賀村まて凡七里。

(江川)

雲州軍話、天文八年八月、毛利の一族、福原左近大夫貞俊は、三好後詰として、八月廿七日の朝潮に、府野の山崎に向けらる、其比安藝國諸の猪の城主高橋九郎左衛門則近は、福原に向て諫て曰、去る享祿年中、石見國の住人三角入道か謀反の時、此向に見たる城か崎には、佐波善四郎三百餘騎に扣たる時、御方二萬餘騎、江の川を渡り不得、御遠先祖毛利小太郎元春と、某か先祖高橋九郎左衛門三百餘騎、三好か一族二百餘騎、一度に颯と掛渡せし事、今の世迄も其隱れなし、今又三人子孫同戰場に立つ事、前世の宿縁なるへし、三好殿は如何もあれ、貞俊に於ては川霧を幸とし、川を渡して一軍せでは叶まじと川の案内は能く知たり、馬を川水打入ければ、高橋九郎左衛門則近も續て渡す。

播次郷（ハスキ） 和名抄、三次郡播次郷。○今三次町、原村、八次（ヤヨシ）村是なり、播字をはつに假り、はつすきと云へるが、後世幡次（ハタスキ）と爲り、畠敷（ハタシキ）によこなまる。八次の大字に畠敷のこる、三次川の南北に跨り、東は三谷郡に至る。(八次（ハッスキ）と云ふは、近年八次の舊字を採りながら、古訓を失へる者也)

(畠敷)

通志云、畠敷の若一王子（ニヤクイチワウシ）權現は、俗説、足利尊氏、暦應二年己卯修造すと、天文癸巳、村内比叡尾山城主三吉致高、尼子晴久と合戰の時、兵火に燒かれ、同乙未に致高重修す、後また修造ありしにや、神殿東西の柱に、眞銘を以て塔形を造り、共に弘治二年丙辰二月といふ文字を彫り、西柱に致高、東柱に隆亮の名あり、殿扉には井上高直と記す、天正戊子寄進の大鰐口あり重十五貫、欵記あり、三次君よりもしばしば殿舎鳥居等を修造あり、承久辛巳より康暦年間の書寫般若經を社に藏す、并に三吉氏の寄附する所、其他寄附のもの數品なり。

(若王子社)

岩屋（イハヤ）寺○通志云、畠敷の多聞院は岩屋寺と云ふ、天和年中火災あり、什物舊記共に燒失す、俗説、行基開創、尊氏修造と云ふ、天文中、地頭三吉致高本堂二王門を修造す、福島氏寺領を沒して漸く衰廢せしを、寛永中三次君修復して、歳米九石を施せり、觀音堂は岩窟の下にあり、龍前の鐵燈籠に「三吉安房守藤原隆亮天正十二甲申六月吉日」と款記す、寺中十房あり。

比叡尾城址（ヒエビ） 畠敷村に在り、三次氏の舊墟とす、通志云、俗説、三吉兼範は大納言藤原行成卿の四男なりとす、備後國五万三千貫を領し子孫、十五世、兼宗、兼家、信兼、秀高、光高、高家、家秀、秀明、照秀、興高、豐高、致高、隆亮、廣高、相續て畠敷村比叡尾山に城居す、元弘年中には、宮方に屬し、其後足利直冬に從ふ、又山名氏大内氏に屬す、十四世隆亮は、所領八万石に及ふといひ、十五世廣高は毛利氏に屬し、城を上里村に移す、比熊山城これなり。

三次（ミヨシ） 今三次町と云ふ、原村之に屬す、備後內郡の都會にして、江川の東に在り、戶數二千、尾道を去る十七里、吉田五里、福山十七里、近世淺野氏の支封、[illegible]の一邑たり、（寬永九年より享保四年まで封土五万石）其後廢止し、奉行を置きしが、今に至り双三郡の治所とす。

通志云、三次町の地は、天正慶長頃まで、富田庄に屬し、三吉田村と云ひしを、上里原の二村に分ち、其後二村の中より、五日市、內町、十日市とわかてり、五日市は三吉備高、天正中上里村寺戶に移城の時より町とす、內町は淺野の支封[illegible]君、寬永中入封の日より町とす、初は沖原町とよびしを、二世入付君[illegible]して內町と稱す、此館當府の東南をめくりて、市の入口に棚門舖舍を置かる、十日市は大門を隔て東にあり、原村の內なり、こは三吉家高杉村に居城の時より町と成しといふ、凡三次町の地、水を帶び山を負ひ、景勝要害の地とす、民産五日市內町は商賈工匠多く、十日市は耕稼の者多し、當府の館址に就て廨舍を設け、奉行を置けり。

所管藩事賦跡、有牛馬市（三次邑宰在官中）　頼杏坪

[illegible]、傳是淺氏遺愛渡、貴牛一市三千匹、篤藏內藏十万斛、[illegible]何人作異倫、村[illegible]被許[illegible]科、[illegible]向何[illegible]宝用、白[illegible]青山相對多、

[illegible]一居[illegible]咏　頼杏坪

百年當府[illegible]林莿、四面山河自作城、十日[illegible]多知走、二州水[illegible]西行、遠[illegible]無托海[illegible]至、閑[illegible]山[illegible]迎、[illegible]官[illegible]幸無意、曲[illegible]已[illegible]幾回更、

三次城址（ミヨシ） 二所あり、一は天正中三吉氏の居れる所にして比叡山と云ふ、一は寬永九年、淺野長[illegible]の次子因幡守長治の所營にして、享保年中廢す、封土五万石。通志云、[illegible]比叡山と號す、寬永癸酉、[illegible]

（[illegible]）

君[illegible]立して、香花場とせらる、當[illegible]寺を開山とす、天桂君の時より定めて歲米百石を附らる、別に[illegible]米二十五石、僧具料銀二枚を給す、此寺址は三吉氏城の北麓とす、天台宗也、吉祥院は眞言宗にて、比熊山の管也、結城山密嚴寺と號す、開基詳ならず、古は地方四町ありて、[illegible]地なり、天文中までも堂塔多くありて、三吉氏の祈願所とす、弘治中兵火にかゝり、慶長中福島氏寺地を削ること過半、因[illegible]君亦地を割きて鳳源寺を開かる、されば當寺の地漸く小になりたれど、天桂君[illegible]所となさる。○又云、三次上里と云ふ地は、そのかみ三吉家士上里越後の所持たる故に、別村とし、其氏を以て村の名とすといへり、廣三十六町、[illegible]廿八町、西北は山廻り、東南は稍潤し、三大川來り會し、村の西界をめぐり去る、形勝の地なり、支封三次君の館址、家人の第址、街市等もと此村の地とす。

（上里）

照林坊（セウリン） 三次五日市に在り、眞宗、慶長中、僧[illegible]明重興す、備後門徒の巨刹なり。（通志云、照林坊の先祖明光、鎌倉より備後鞆津に到り、光照照林二寺を沼隈郡山南村に建つ、第七世照林房祐了、永正年中、高田郡原田舟木に轉居す、毛利隆元佐々部に二百五十貫を施す、福島氏これを沒す、慶長七年、當寺をこゝに遷め、近國眞宗一派の首唱とす、寬永壬午、因源君より比熊山城の礎石門戶などをあたへ、重修を加へらる、明範山と號す。○又云、三𧮾寺は五日市に在り、天文中、僧滿學之を東酒屋村に起し、城の下に創め、城主松尾長門守の請を取り寺號とす、天正中上里に移したるも、寬永に至り、三次君建府の時、其地にありて妨あれば、五日市に轉す、寶曆中寺宇燒亡し、今僅に再修す、二銘の鐘あり、

一は播州[illegible]庄[illegible]寺の物、永和二年山土支山と銘し、

一は周防大島郡三浦本庄八幡宮の物、長享元年前永[illegible]與周省と記す。

上次鄉（カミミヨシ） 和名抄、三次郡上次鄉。（今川地（川立志和地を合す）酒河（酒屋青河を合す）及び板木（イタキ）の地を合す）青村なるへし、三次町の南にして、吉田川の東岸とす。

酒屋（サカヤ） 今青河と合せ、酒河村と改稱す、三次町の南一里、其西岸は粟屋村なり、酒屋に[illegible]山あり、江田氏の城址とす。

志和地（シワチ） 今川立と合せ、川地村と改稱す、酒屋の南一里半、其西岸は深瀬、秋町、甲立等とす。

安西軍策云、天文九年六月下旬に、尼子勢は備後國三吉へ差向らる、全國志和地八幡山には、三吉か[illegible]中村[illegible]見守を籠置ければ、尼子勢は[illegible]山に在陣す、此所は[illegible]の境にて河一つ隔てたり、河の向三十町計過て、岩屋と云城あり、此は宍戶安藝守か領地なりければ、[illegible]深瀬彈正忠隆兼て籠置けり云々。

板木（イタキ） 志和地の南二里、藝州小原村と相隣接す、此山谷は南北三里に渉り、羽出庭（ハデニハ）を首里とす、今板木村と稱す。

三谿郡（ミタニ） 明治三十一年廢して、雙三郡へ入る、三次の東甲奴の西にして、郡界[illegible]合せず、殊に其南方は世羅郡と相錯亂せり、今面積十六方里、十二村、其四村は世羅の管治とす。

三谿は、和名抄、美多仁と註す、靈異記に三谷に作る、正保國圖其他にも、往々三谷に作れり、郷名三谷あり。

私部鄕（キサベ） 和名抄、三谿郡私部鄕。○本書私を松に誤る、今吉舍（キサ）の號名の存するによりて、之を正す、即郡の東南隅、吉舍村八幡村、是なり。

吉舍（キサ） 三次の東南四里半、上下の西北三里、小驛市也、今文字によりてキツシヤと唱ふるも、舊號キサなり、驛北に富士に似たる峰巒あり、富東山（トミス）と呼ぶ。驛中に大慈寺あり、寶澤山と號し、古へ郡の大名廣澤（ヒロサハ）氏の所造と傳ふ、太平記、建武元年十二月、諸國[illegible]徒の交名の中に、備後

國には江田、弘澤、宮、三善とあり。

額田郷

和名抄、三谿郡額田郷。○今詳ならず、三良坂村に岡田の大字ありて、これはヌカタの訛にやともおもはるれば、三良坂萩原の二村に擬すべき歟、私部郷の北とす。

東川

水源は世羅郡萌張郷に出て、西北流、吉舍郷を過ぎ、三良坂に於て、上下川に會す、即三次川の上流也、長五里。

三良坂

今三良坂村と云ふ、吉舍の西北一里半、三谷郡の大邑とす、稻草(甲奴郡)の西二里半。通志云、三良坂は今三谷の郡本にして、石見往來の要衝にあたる、御籍山に式内知波夜比古祠と傳ふるものあれど、式内社は其實此にあらず。

三谷郷

和名抄、三谿郡三谷郷。○今和田村なるへし、即中世和知郷と呼びし地也、三次川の北にして、三良坂の西南とす。

三谷寺址○靈異記云、贖龜命放生得現報緣、第七、禪師弘濟者、百濟國人也、當百濟亂時、備後國三谷郡大領之先祖、爲救百濟遣軍旅、時發誓願言、若平還來、爲諸神祇、造立伽藍、多諸寺、公遭免災難、即請禪師、相共還來、三谷寺、其禪師所造立伽藍、道俗觀之、共爲欽敬、○三谷寺址今詳ならず、通志に向江田に廢寺址あり、相傳ふ興法寺金剛院といふ大伽藍の跡なりと、礎石散乱の猶のこれるにて、其昔を想ふに足る、天文中兵火にかゝり滅亡す云々、此寺即三谷寺の跡にあらずや、向江田は今和知と相併せ、和田と改む。

和知郷

今和田村是なり、三次町の東二里、山内西村の南に接す、往時士豪和知氏の邑とす。通志云、和知氏は三谷郡の豪主とす、和知村八幡宮の記に據るに、承元年間、和知村城主和知實方、鎌倉より勸請せりと、又吉舍村大慈寺の記には應永廿八年、和知信濃守氏實開基にて、永享十一年、和知越前元郷再建すとあり、土人の所傳は、此家俵藤太の裔にて、初武藏の廣澤を領せし故に、廣澤を氏とし、後備前藤戸の戰功によりて、建久中備後の内十二郷を賜はりしが、正中年間に始て當郡に來り、遂に和知郷に居りし故、和知を以て家號とし、又國領山南天山等に移りて、九世(七世とも云ふ)域居せりと、此說によれば、姓は藤原にて、本氏は廣澤なり、大慈寺の山號を廣澤山といへるも思ひ合さる、但承元年中、八幡宮勸請せるを見れば、正中より百年前既にこゝに來れるに似たり、其比は猶關東にありながら、領地へ勸請せしにや、初當郡へ來りし人名或は實方ともいひ、又義之ともいひ、詳ならず、永祿の末和知右衞門隆實に至りて、毛利家に從ひしも、嚴島に押籠られしが、憤る事ありてや、神前に縛りて殺されければ、弟湯谷又八郎久豐とともに、引出して殺され、家遂に亡びぬ。○藝州軍記に、永正七年、和知豐後守同少輔五郎が尼子經久に降附の事を載せ、毛利元就記に、尼子浪人山中鹿之助の計略にて、和智と云ふもの兒子にて、元就の嫡子備中守隆元を、佐々部にて毒害すと曰ふ。

江田郷

和名抄、三谿郡江田郷。○今神杉村及び田幸村なるへし、神杉に江田川之内の大字あり、和知に向江田の大字ありて、三次川の南方を江田の本郷とす。

福山志料云、元弘三年、後醍醐天皇隱岐島を逃れ出て、伯耆船上山に御坐時、近國の軍兵相從へり、此時備後の國より江田三郎入道、廣澤氏之兵を起し、官軍に與す、秦氏は備後古城記に、三谿郡江田川之內城主と云ひ、太平記山門攻の條に「備後國の住人、江田源八泰氏と名乘て、洗革の大鎧五枚甲を緒、四尺餘の太刀所々さびたるに、血を付てまつしくらにして上たりける」云々とあり。○通志云、江田氏は廣澤和知の支族とおもはる、天良山旗返山などを其城址と傳へり。

（旗返）元就記云、天文十年、毛利元就は備後の諸士の逆心せしをやすからぬ事に被思、吉田近邊殊に大身なれば、江田隆實を先可打果とて、宍戸元源同隆家を先鋒として、江田が旗返の城へ押よせ攻給へば、隆實不叶とやおもひけむ城を明て雲州へ退ける、同國祝司城へ押寄、祝司甲斐守、同舍弟宮内少輔兄弟共に打取り、江田近邊悉く領せらる、此勢にや畏けん備後の内郡も降參すれば、面々の人質を取り、手堅く相從へ給ふ。○安西軍策云、天文廿二年江田旗返の城を攻落さる、是偏に元就の力なり、然に大內の執事陶入道は、江田へ江良丹後守を入置れしかば、元就遂に陶と手切に成り、天文廿三年佐東へ打出て合戰に及ふ(旗返山は高杉の西、酒屋の堺にまたかる、三次町の南嶺也)

知波夜比古神社

（高杉）今高杉村に在り、(高杉と廻神を併せて神杉と改む)延喜式、三谷郡の官社にして、三次郡別に知波夜比賣あり。知波夜社の別當を、正兵山神宮寺と云ひ、其神主を祝氏と號す、祝氏は江田の旗下にて、杉山の要害を守る、天文廿一年、毛利家より杉山を攻められ祝氏滅亡す、當時神宮寺も杉山に在り、弘治二年、當東岩神宮寺を再興す。(通志)福山志料、祝甲斐守は、江田が端城をば守りしが、毛利に攻拔かれて、祝治部太輔全長門守三人同枕に打死す、天文廿一年七月也、一門の義烈師へき勇士也、古蹟志、祝は高杉村にありと云ふ。

西川

高杉田幸の間に於て、三次川に入る、水源は小國村に發し、西流三里、敷名に至り東北に折れ、三若村を經て田幸に至る、五里、吉舍の東川に對し、此名あり。

刑部郷

和名抄、三谿郡刑部郷。○今詳ならず、西川の上流の諸村にあらずや。

三若（ミワカ） 今吉川村と云ふ、高杉の南二里半、西川の上流に在り、四面は槙木村と山脊を分つ。

黒川（クロカハ） 三若の東南、山中の里落なり、西川の水源は今世黒瀬の所管とす、黒川村は中央に居る、方二里許。

吉原、黒川、今合併して吉川村（ヨシカハ）、
上豊、飯田、今合併して上田村（カミタ）、
津田、敷名（シキナ）、今合併して津名村（ツナ）、
小國、舊によりて小國村（チクニ）、

山行書所見　茶山

怒平盤風嶺日高、崩崖約澗石湍鳴、山陽隨在皆人處、老柏梢頭田柱標、

安藝國

安藝國（アキ）（阿岐） 東は備後、北は石見、西南は周防に至り南方は海灣にして、島嶼碁布す、面積二百六十方里、（外に島嶼あり）北備の山中は交通不便、南備は海陸必由の地とす、戸口繁庶にして、軍事産業の經營、觀るべきものあり。

安藝は古事記阿岐に作る、國造本紀に「阿岐國、志賀高穴穂朝、天湯津彦命五世孫、飽速玉命、定賜國造」とあり天孫本紀に、饒速日尊天降之時、供奉防衛三十二人の一を「天湯津彦命、安藝國造等祖」と注す、此天湯津彦は他に所見なしと雖、後佐伯氏國造と號したるに據れば、即大連佐伯氏の族黨にや、府中田所氏、嚴島神主の事項を參考すべし。○安藝の名義は、古事記傳に我君の意にて、神武帝東征の途次、此に駐蹕したまへるに因るにやと云ふなれど、採り難し、彼駐蹕の地を安藝郷と云へば、郷名より出でたる也。藝藩通志には、國造の祖を飽速玉命と云ふに合考すれば、飽足の意にて、佳名を郷里に命したるならんと云ふ、但類聚國史に「安藝國、土地磽薄、其田下下」とあるは、潤色偏頗を免れず、延喜式には上國と注すれば、古代と雖さのみ磽薄なりしと想はれず、近代淺野家の時、三十万石高と號したり。○安藝修めて、藝州（ゲイシウ）と云へり。（藝州）

高田郡

高田郡（タカタ） 安藝の東北隅にして、備後の内郡と相抱合し、江川の水源を成す、今面積凡三十五方里、人口七万五千、一町二十五村、郡治は吉田に在り。

高田は和名抄太加太と注す、中世高宮郡（タカミヤ）の地を併せ、又吉田郡（ヨシダ）と稱したることあり、寛文以後、定めて高田郡と云ふ、即古の高田高宮二郡の域とす、高宮、和名抄太加三也と注す。（高宮郡）

國郡考云、嚴島棚守氏所藏、長元永承間の古簡には、高宮の郡名なし、當時其已前にあり、後亦吉田郡と云ふ一時の俗稱也、按に故府田所氏所藏、保安比の受田帳、吉田郡ありて、沼田郡なく、九郡となす、豐田郡樂音寺の神名帳には、吉田沼田二郡倶に存し、餘郡猶八名あれば、當時十郡ありしに似たり、然るに吉田郡は他書に見えず、思ふに高宮の名を忌避けし事ありて、一時稱に置き易ふるに吉田を以てせしにや、今高田郡吉田郷存す、即高宮郷の地なり、又按に和名抄、高宮郡六郷あり、今共に高田郡に存す、此郡の境界は國の北邊にして、高田郡西半の地、即多治比、吉田、竹原、常村の北なり。（吉田郡）

内郡（ウチゴホリ） 高田山縣の地、山間に在るを以て、方言内郡と云ふ、其状勢備後の内郡に同し。通志云、文治五年六月、鎌倉殿の下文、從五位源朝臣と署名せるものに、内郡の名目出つ、（是は「鎌倉殿、與備合ツ間、伊津岐島大明神御新」として、内郡御莊へ、免除を爲したる文意とす）内郡の嚴島神領の事は、寛保二年の文書にも見えて、町數を擧け「三田郷六十四町、風早郷四十五町、豐島郷七十町、麻原郷五十町、甲立郷三十町、舟木郷三十町、粟屋郷三十町」、是古高田一郡の神領の田數のみを記せしにや。花營三代云、康曆二年（南朝天授六年）五月廿八日、大内新介號左京權大夫（弘世）與舍弟三郎於藝州内郡合戰、一族鷲頭筑前守父子三人、其他侍名字二百餘人、切捨不知其數。

吉田川（ヨシダ） 一名新庄川（シンヂヤウ）、石見の江川（ゴウ）の上流なり、山縣郡大朝村（オホアサ）の西北、筏津の九瀨山に發源す、（九瀨山は石州邑智郡に跨る）東南流新庄驛を過ぎ、壬生村に至り東流、高田郡に入り南流、入江驛に根野川を容れ、東北に屈折し、吉田驛に至り、丹治比川を容れ、甲立以下に於て備後州堺を劃きり、粟屋村に至り三次川と相會し、西に折れ頓田川生田川を容れ、北に折れて石見に入る、水源より州堺に至る凡二十二里、尙二十里江津に至り海に朝宗す、舟楫は吉田以下三十里、其便利あれど、船制卑小を要す。

粟屋郷（アハヤ） 和名抄、高田郡粟屋郷、訓安波也。○今粟屋村存す、吉田川其三面を繞りて、備後國三次と相限る、西は舟木郷、西南は川立郷に接す、吉田の東北五里。

通志云、治承三年、平景弘補任高田郡粟屋郷司職宣一通あり、又同郡三田風早豐島麻原中立船木粟屋七村、景弘相傳所領のよしも見ゆ、又嚴島神領の知行民部大夫景弘

(青屋)

とも見ゆれば、嚴島の神主にて神領を代々支配せしなるへし、粟屋は又青屋に作る、此村の城山は、天正年中、備後の三吉新兵衛隆信の要害也、此人粟屋隆述とも諸書に見ゆ、加伊津女は粟屋村にあり、即是れ城主三吉氏、尼子氏と合戰の地なり、陰徳太平記には青屋出羽高橋大九郎と此に戰ひ高橋自殺す、其後毛利氏吊合戰ありしと見えたり。

安西軍策云、大永元年、高橋大九郎備後の三吉修理大夫と青屋城を爭ふことあり、高橋父子纔手廻十騎許にて床几に依居候處に、敵百騎許一丸に成て馳寄、父子の首をば青屋入道友梅が手の者討取たり、又云安藝原掛城主高橋大九郎は、三吉のものに殺され、郎等佐々部岡溝谷など十方を失ひ、青屋か城をは差捨、高橋か家城に引籠り悲嘆の處に、毛利元就此由聞付給ひ、高橋は兄玄松丸殿の外祖父なれば、手勢三百許にて驅付、假令三吉何千騎來るとも、元就有ん限は心安思へしと仰られければ、其後は高橋領一万六千貫、自然に領知し給、然處に三吉此覺に乘り、高橋を切取んと、久代、高野山等相加り、近邊の在家を放火しければ、元就青屋城に押寄之を切崩さる。

船木郷

和名抄、高田郡船木郷、訓布奈木。○今船木村佐々部と相併せ、船佐と改稱す、粟屋の西とす、生田川此地に於て江川に入る、石州口羽に堺す、川根村も本郷に屬せるならん。

佐々部

今船木と併せ、船佐と改む、陰徳記に、毛利備中守隆元、船木に於て和智某の爲めに毒殺の事見ゆ、元就記には佐佐部にて頓死すと云ひ、雲州にも佐々布の地名あれば稍疑なきあたはず。

中國治亂記云、隆元藝州さゝめと云處にて、永祿五年八月四日、四十一才にして頓死しければ、元就以下の諸軍の歎息かぎりなし、然はあれど先手を以て、白鹿の城を被攻ける。

内部郷

和名抄、高宮郡内部郷、訓宇知倍。○今北村生田村、桑田村(生田桑田を合せ生桑と改稱)なるべし、物證なけれど、押し當てに云ふのみ。

生田川

(生田)

生田の山中に發し東流、北村、來女木、佐々部を經て、船木に於て江川へ入る、長七里。

生田は今桑田と合せ生桑村と改む、通志云、將軍足利義昭墓、生田村智教寺址の南、丸山に在り、即塔也、土人天下墓と稱す、按に、義昭天正の比漂寄して毛利氏に寓止したり、其時智教寺にて薨去せしを、此寺に葬りたるならん。(今按、義昭は毛利家に依り、備後鞆津に居る、然れとも安藝の山中に至りしを聞かず、且生田は吉田の北六里僻遠に失す、野史、義昭、慶長二年、大坂に薨去す法號昌山靈陽院と謚すと曰へり)

安西軍策云、天文九年正月十三日、毛利元就は宮崎より切りかゝり、雲州勢を崩す、尼子下野を初とし、敵の討死四百有餘、則一所に築籠らる、相合の頸塚是なり、かゝて晴久不叶とや思れけん、所々に捨篝火活と燒續け、密に北村池田より、あすな津賀邊へ引取。(阿須那津賀は石州邑智郡とす)

訓覔郷

(來女木)

和名抄、高宮郡訓覔郷、訓久留倍木。○今來女木村、原田と相併せ來原と改稱す。○和訓栞云、和名抄、纐糸具に反轉をよめり、糸をくりてへる具なれば名つけたり、いまも東國にはしかいへり、所によりてかせわくともまきはくともいふなり、枕草紙にくるへきいもりといへり、安藝國の郷名訓覔をよめるも、字音を用ひたれば、意は反轉と同しかるへし。

訓覔郷は船木川立二郷の西とす、横田村本村も訓覔の屬地なりけん、横田は吉田の北二里、山中の大邑なり。

川立郷

(横田)

和名抄、高田郡川立郷、訓加波多知、○今甲立村是なり、粟屋の西南に接し、吉田川の左岸に係へり、船木の南とす。○通志云、嘉保年中の文書、甲立に作り、川向に三次郡川立村あり、故に字を改めしにや、又はかの地も舊は此郡内にて、すべて川立とよびしか、二郡共に同名にして、三次郡に古字を存せるにや、應永比より、村の五龍山は、宍戸氏世々城居して、下甲立村に至るまで家人の宅地なりしといふ、今も其遺址あり、村内江田と云ふ所は、楊柳山の前にて、余谷は其後なり、應永年中、宍戸氏が備後の和知彈正と闘爭せる故跡とす。

(甲立)

五龍山城址

宍戸氏の舊城とす。通志云、宍戸朝家、應永年中、常陸國より來り、初甲立村菊山柳が城に居り、後五龍山に移り、其家、家秀、持朝、興家、元家、元源、隆家、元秀、元續世々居守す、五龍山は吉田郡山と甚近ければ、元源の世に毛利氏と連和して婚姻をなし、其後毛利の羽翼となり、後毛利氏に從ひ長門へ赴く。(後藩にて宍戸は大夫の家、福原益田等と相比せらる)

元就記云、吉田より一里はかり隔て、甲立を領する宍戸安藝守元盛と云人あり、五龍の城に住居也、代々毛利宍戸武勇を爭合戰やむことなし、元就あらたに毛利の家を繼て宍戸と和平して、元盛の嫡子隆家を元就の聟に約したまひて、毛利宍戸其したしみ不淺なりければ、其威勢に畏服して、藝州の諸士多分は元就に從ける。

深瀬

今甲立村の大字にて、五龍山の北一里。通志云、祝屋城は甲立の深瀬に在り、一に岩屋に作れり、此は永正六年、宍戸元家(惡四郎左衞門尉と稱す)五龍山を嫡子元源に讓り、別に此に城居す、其後隆兼(元家の二男彈正忠)家成(深瀬式部)直長三人相繼て居守す、田中に茶園の跡あり、今その遺種を存す、香氣殊によしと云ふ、犬飼平は、天文九年、宍戸隆忠尼子勢と合戰の古蹟なり、陰徳記に見ゆ。

雲州軍話、天文九年七月、尼子經久雲州富田を打立、安

藝國高田郡吉田の庄に發向あり、備後國を押通り、安藝國深瀬の渡りに馳著き、如何思ひけむ、甲山にのぼらず深瀬の渡より東方に廻り、吉田の西なる青の山に陣す。

秋町（アキマチ）　今甲立村の大字とす、深瀬の北にして、桑原村に隣る、江川に臨み、備後志和地（シワヂ）の對岸とす。

麻原鄕　和名抄、高田郡麻原鄕。○今小原（ヲハラ）村、高田原村相併せて小田と改む、川立鄕の南、吉田川の右岸にして、備後三次郡板木と相堺す。

高田原（タカダハラ）　寶德二年、嚴島社不知行地注上狀に「高田原、宍戸安藝入道押領」とあるは此なり。○通志云、高林坊（カウリンバウ）高田原に在り、石丸山と號す、此寺明應五年僧淨晉（一に了晉）開基、初め五龍山の麓にあり、後今の地石丸に移す、古鐘あり、もと備後朝見郡吉祥寺の物にて、明應二年の銘あり、天正年間、廣島大願寺の僧圓海等、和智眞春菩提のため、當國佐伯郡玖波村栖雲寺に寄附し、栖雲寺廢し、後當寺に懸といふ。

豐島鄕（トシマ）　和名抄、高田郡豐島鄕、訓止之萬。○今戸島（トシマ）村存す、麻原鄕の西に接し、吉田の南一里餘、此鄕の南、山を隔て〻風速村あり、亦舊高田鄕の地とす。

高宮鄕（タカミヤ）　和名抄、高宮郡高宮鄕、訓多加美也。○今可愛村吉田町即是なり、甲立麻原の西にして、吉田川の左岸に居る。○通志云、高宮鄕は必定今の吉田邊なるべし、此村吉き宮居もありて、元和の比までは、祇園八幡領村、光善寺（一に興善寺）村あり、八幡領は清宮所領の地なりしと見ゆ。

清神社（スガ）　吉田町吉地山（コジヤウヤマ）の麓にして、吉田川の邊なり、舊號祇園、其出雲清（スガ）宮に坐す素盞嗚尊を祭るを以て、近年改稱す、或は曰ふ高宮の號は、卽本社の元名にして、素盞嗚尊の天上より降りまし可愛之川上（エノカハカミ）即此と。○通志云、本社棟札「奉造祇園栄藏社、正中二年乙丑七月三日、上御本宮、并信心施主」とあり、上御本宮とある所なし、毛利氏の時、世々相續て從事あり、神田を寄附せらる、元和中の文書に、當郡に祇園八幡領といふ村あり、是昔當社及び相合村八幡宮の神領なりしといふ、今も貴入三石餘を當社に附らる、末社五宇、稻荷社劔社（寶劔を納といふ）九郎御前（其神詳ならず）、椙若宮（元就の母杉大方の靈をまつる）相知、柚谷靈社（和知弾正柚谷又八郎二人を合祭る）あり、昔は寶藏經堂などもありしが皆廢す、本社階下に神水あり、社林に神鳥あり歳首ごとに鳥喰祭といふを行ふ、社に藏する所古假面獅子頭などあり、舊戸帳は毛利輝元朝鮮より取歸て奉納ありしといふ、天正年間、九條植通朝臣當社にて源氏物語を講られし事あり、又聖護院道澄親王卜部兼右朝臣も止宿の事あり、鳥居の額は親王の書る所といふ。

吉田（ヨシダ）　今吉田町と云ふ、戸數一千、廣島へ十一里、三次へ六里、高田郡の都治也、吉田川其東南を流れ、舟楫直に三次に通ず、此地は毛利元就割據の故邑にして、公の遺蹟を存す。

通志云、吉田村は高田郡の郡本にして、商家凡四百戸、市店をなし、備後三次往還の傳舍あり、毛利元就この地に城居せり、今數廿五町東十七町、東北山を負ひ北を前とし、これを郡山（コホリヤマ）とす、即元就の城塞なり、西は稍ひらけ、前は大川にて川そへ若平田なり、小川一流北より來り村中を過る、民產農商相半す、又山業或は賤逆などなして浮食とす、其餘諸賈相集りて、當郡第一の町なり。

郡山城址（コホリヤマ）　吉田市街の北に在り、建武中毛利時親此に築き、子孫相繼き、吉田庄の地頭たり、大永年中、元就に至り兵威盛大、四隣を壓倒して覇業を開く、其孫輝元の時、天正十八年、廣島に移り、吉田城を廢す。

通志云、毛利時親、建武二年、吉田の地頭職としてこゝに來り、郡山の内今の嘗殿址の上に城を築き、貞親、親衡、師親、廣房、光房、熙元、豐元、弘元、興元、歷代此に居る、興元の子幸松丸夭死して嗣なし、よりて興元の弟元就、多治比猿掛より郡山に入り嗣を續く、後十州を割據せられければ、郡山全山を城郭とせらる、其形狀を見るに、西南は岡本甲山の邊、東は大通を限り、郭郭の地にて、規模稍大なり、今遺址歷々猶見るへし、本丸二丸・三丸、姫丸、一位の壇、既據濠塹等の址あり。○廣島獨案內云、其昔を尋るに、毛利殿は中國拾餘州の大守にて、武威盛んにして、郡山城下へは、近國旗本の面々交代勤仕、賑々敷して何の不足無しと言へども、山家にて海邊遠く、運送の御爲よからねば、廣島を開築し給ふとか哉。○外史毛利記云、毛利時親、鎌倉幕府之時、爲六波羅評定衆、足利尊氏滅六波羅、加賜時親、以安藝吉田及河內利田、時親生貞親、貞親生親衡、親衡有三子、師親匡時直衡、皆隷新田義貞、首顯從足利氏歸高師泰所滅、貞親以下猶屬官軍、獨師親去屬師泰、攻石見有功、賞食吉田邑、及師泰敗、屬山名時氏、迎親茂及二弟、共居焉、足利氏令武田氏吉川氏攻降之、大永三年、幸松病卒、家臣謀議、迎於群子、以元就嗣、入吉田、天正十八年、輝元徙吉田治、城于己斐焉。萩古實未定之書云、寶曆十三癸未六月、藝州吉田に毛利家の廟成る、又八幡宮あり、是は先祖因幡守廣元、甲斐國宮崎莊に勸請ありしを、四代時親公、建武中吉田へ來られし後、更に勸請せらる。○通志云、洞春寺、滿願寺址、并に吉田村郡山の城壇にあり、洞春寺は禪宗、滿願寺は眞言宗、共に毛利家菩提所なり、元就滿願寺の僧を見るの和歌あり、家の集にみえたり、又昔觀世福正なと云猿樂師下りし時、當寺に樂器を携へ、囃子などありし事を、土人いひ傳ふ。

面かげはみ山木なから花そてふ今朝白雪の玉椿かな、

梓弓春のひかりの玉つばき幾日もおなしさかりとや見む、　毛利　元就

○吉田驛感毛利典廄事作　山陽

舍舟夜投吉田驛、心記毛公創業跡、孤雨打窗聞前事、河磧壘閃爲刀戟、朝起山河刻眼目、據鞍想公提兵、陰上老木猶不死、陰道深巖當表時、回瞻城堞猶突起、山因爲夏讓河水、背山在背猶山面、果信北岸隨計畫、拔寨高當在其間、形勢頗殊當闘史、當時厭巳無二家、終使十州共離并、河堤西指嚴島路、想見出師誇天助、風雷雨助號令、百怪惶恐導戈戟、謂復似眞俊學、黄金鬥斗日車、乃祖諸將皆文若、此公雖無孫討逆、大兒鬥虎小兒鶴、亦如江東權與策、傍比南人斉陽、頗有壽沛梁、鐵民福與趙家長、公才什倍武皆士、涸搖不、資在、世無文託寄堂、來拜香外臣、宗世生長公、少年史諸公事、今日墳前酒香、土木衍沃民力薄、經營國外餘裕、萬頃富國無、敵皆强兵雙、玉帶名馬好不存、一生唯有用十樂、嗟其兵主不可作。

中國治亂記云、其ころ安藝國佐東の住人武田治部小輔と、同國吉田の住人毛利右馬と、中惡しくして、常に合戰ありけるが、毛利は大功の兵にて、數度打勝手柄比類なかりける、尼子經久是を感じ、毛利を賞翫ありける、其後經久隱居ありて、晴久家督を讓玉ひて、武田をひいきありければ、毛利是を恨み大内の義隆の方へ屬しける、尼子晴久是を聞玉ひ大に怒り、天文九年九月四日吉田の郡山へ晴久七萬余人にて發向す、郡山は大山なれば道七口あり、吉田上村へ打て出で一字も不殘放火す、同六日太郎丸の町を燒拂ひ、同十二日賀小路を放火す。安西軍策云、天文九年十月十一日、尼子勢一萬餘騎吉田の中へ亂出、前日燒殘たる民屋共を放火して、方々に徘徊す元就朝臣堪かねて、僅二千餘騎の勢にて、祇園谷より油縄平へ討出られければ、尼子式部大輔あれ討取と下知して押寄る、供兵共一度に起て、三日市常葉より馬出て、横合に突かゝりける間、出雲衆已に引色になる、三澤三郎左衛門尉幸房戰して死し、尼子勢敗軍す、中國にて今に至るまで土取場の合戰と申傳たるは此事なり。○通志云、

(青山)

吉田村の西に青山あり、尼子晴久郡山を攻めける時、屯營せし所なり、山上平坦也、又軍記に青光井山と云へど、光井山は青山の北に在り、光井及三猪に作る、青及青野に作る。○軍讀又云、尼子晴久、天文九年九月四日に、安藝の吉田に着、青野裊、三猪口に陣取る、元就朝臣さてこそ此度の軍は勝利を得たるぞ、甲山は當城の目の下に見下、究竟の所なれば、何と防さもかなはず、三猪の口は平場なれば、如何にも勝と思なりとよろこばる。○大内義隆記云、天文八年、尼子民部小輔は三萬餘騎の軍兵にて安藝國へ亂入り、毛利右馬頭が城を攻めければ、九年正月九日には陶將まで御發足あり、陶將は當家督拙りて、初ての先陣に、五千余騎を引率して、陣を後なる青野に取陣す。

高林坊（カウリンバウ）　通志云、吉田町の眞宗高林坊は、天文年間、僧了誓の開く所、(了誓一に淨哲に作り、新田義貞七世孫、宮律充と云し人)高田原村高林坊と同し開基といふ、寺に洪鐘あり、銘に「田立石宮寺中興新云々、建武乙亥十月廿四日」とあり、此鐘宍戸氏陣鐘に用ゐ、後常寺に寄附すといふ、鐘の銘に據れば甲立村に石宮寺ありしが、寺癈して、鐘は常寺へ寄附せしにや。

(常友)

可愛川（エノカハ）　吉田川の舊名なりと云ふ、今吉田町の西南なる常友、山手、川本、常樂等を併せて、可愛村と稱す。

素盞嗚大神の天降りたまへる所を、古事記「肥河上」日本紀「簸川上」と云へるに、日本紀の一書依注して「是時素盞嗚尊、下到於安藝國可愛之川上也、彼處有神、名曰脚摩手摩、其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳」と見す、今按吉田川の川上に、江川をば舊エノカハと呼べりと云ふより推せば、此に指す所は吉田川の邊なること想ふへし、不一審(安藝に神武帝の行宮たりし埃と、素盞嗚尊の天降れる可愛と、一名同地なり、相混すべからず)書紀通證云可愛之川、今三好川是。

(千與末)

東鑑「貞應元年、安藝國千與末地頭職事、令寄進嚴島社頭給云々」千與末はチヨマよみ、今可愛村の大字中馬なるべし。

丹比鄕（タチヒ）　和名抄、高宮郡丹比鄕、訓多無比。○今丹比村是なり、吉田町の西に連り、山中に在り、今は和名抄刊本多無比とあれど、高山寺には多知比とあり、多無比は後人の改作なるへし、今も大字の號には、多治比と正しく曰へり。○建武三年、本國寺造營の文書に、安藝國多治保と見え、毛利元就記に田志比三千貫の地と曰へり。

(丹治比)

西浦（ニシウラ）　今丹比村の大字とす、吉田町の西にて、相合に接す、天文十九年、毛利元就嚴島社寄進狀に「高田郡吉田庄之内西浦七十五貫」と見ゆ。天文九年、尼子野州の戰死せる古墳は、西浦の中山に在り、其時毛利の奇兵が尼子の軍を敗せる宮山は西浦の北山部に在り(通志)

中國治亂記云、天文九年九月廿三日、尼子晴久は青山三猪に陣さる、毛利方よりしのびの兵を出し、宮崎山の麓を切尽す、同廿六日、晴久坂豐島へ勢を出し、毛利方引上くるを追かけ、青山向城二の丸まで込入、既に本城危く見えし、かかりける所に、同年十二月十一日、大内殿より毛利方の難儀の由を聞て、陶隆房を爲大將、一万餘騎山田山にちんを取る、あくる天文十年正月、隆房天神山に陣を易へ、正月十三日、尼子陣城へ押寄る、元就も自身打立、宮崎長尾の敵と合戰あり、爰に尼子下野守申けるは、晴久の御發向の時分、達ていさめ申せば臆病者と皆々笑ひ玉ひぬ、臆病者の下野一手柄可仕、御見物あれとて切て出て打死也、其夜大雪ふりければ、晴久開陣ありける(安西軍策に、尼子下野を初めとし敵の討死四

百有餘、則一所に築籠らる、相合の頸塚是なりと述べたり）

相合(アヒアフ)（宮崎）　今丹比村の大字とす、毛利氏所創の八幡宮、及び猿掛城址あり、吉田の西一里。○過志云、相合八幡宮は宮崎(ミヤザキ)山に在り、是は寛正年中、毛利氏相模國宮崎より勸請せりといふ、大永三年兵火に燒れ、永祿十一年、毛利氏再造、又慶長五年にも再造ぶり、作事奉行井上元豐獻する棟札あり、此社も毛利家の時神田を附らる、毛利移封の後、寛永元年にも彼家より修營あり、今の社是なり。安西軍策云、天文九年九月十三日、白[illegible]會下谷に陣取る尼子勢三千許、三[illegible]風越山宮崎邊に陣を付ける處を、吉田の城中より打て出、其陣を切崩しけり、其後又寄手後河原へ打出候をも、城より早速の若者とも出合せ、打勝つ。○大內義隆記云、天文十年正月、陶尾張守一戰とこゝろざし、天神山へ陣をかへらるゝ、又元就も宮崎と云處へ押寄責戰ける、大內[illegible]野平左衛門と云もの、三千餘騎にて尼子が陣へ攻上る、十三日晴久敗軍して出雲へ開陣しけれども、大雪降ければ、毛利衆したふに不及。（宮崎風越等は相合の地名なり）

元就記云、毛利太郎弘元は男子三人まします、嫡子毛利庄太郎興元と申す、二男を元就と申す、三男を弘成と申す、この太郎弘元の本領は、藝州高田郡吉田にて彼是總て三千貫の處也、城は郡山也、弘元死去後、家督は嫡子庄太郎興元繼たまふ、二男に多治比七十五貫の處を分與て、猿掛に在城なり、三男に如左の處を分與へて、相合に在城也、然るに興元若うして死去、興元の子を幸松丸と云、是も八歲にて死去なりければ、家老衆士相評議する處に、元就を家督繼しめんと云もあり、又弘成を守立んと云もあり、いまた評議まち／＼なる處に、元就兵を起して相合へ押寄、弘成に腹きらせ其一味の者とも悉く害し、其時に郡山へ入城して、毛利の家を相續す、時大永三年八月十日なり。

竹原鄉(タカハラ)　和名抄、高宮郡竹原鄉、訓多加波良。○今高(タカ)原(ハラ)村是なり、大字に竹原存す、吉田の南吉田川の右岸とす、豐島風早二鄉の北、一嶺を隔つ。

小山(ヲヤマ)　今高原村の大字なり、寛喜二年、嚴島社不知行地言上狀に「小山村、毛利治部少輔押領」と見え、又一狀に「小山、毛利備中守押領」と見ゆ、天文十九年、毛利元就の嚴島社寄進狀には「高田郡吉田庄之內小山、七十五貫」とあり、小山の南、井原村に至る山路に、赤柴山あり、毛利武田の古戰場なりとて、死骸塚八所あり。

國司(クニシ)　今高原村の大字にて、小山の東とす、毛利家の大夫國司信濃の祖先は、此村人とす。毛利元就記、大內義隆より、陶中務少輔を郡山の後詰として出張せしめらる、陶五千餘騎を引率し、白大豆か峠より、國司の山に陣取、郡山と睽し合、天文十年正月十三日に、尼子か陣へ切懸る。

福原(フクハラ)　今高原村の大字にて、小山の西とす、毛利家の大夫福原越後の祖先は、此村人とす。過志云、福原氏の墓八基にて、其一は廣俊が墓といふ、周りに石垣あり、其前に石塔婆六基を建つ、其餘六は貞俊元俊および廣俊が女、又出羽兄弟三人すへて、六人の墓といふ、石垣二區に合ち、一區に三基相并ふ。

刈田鄉(カムタ)　和名抄、高宮郡刈田鄉、訓加無多。○今刈田(カツタ)村、鄉野(カワノ)村、根野(ネノ)村是なり、竹原の西、丹比の南にて、山縣郡に近接す。刈田に大字勝田(カツタ)あり、即刈田の訛にや、又カツタをは古人加無多と寫したる歟。

入江(イリエ)　今鄉野に屬す、吉田の西南二里半、可部廣島に通する驛路にあたる、入江の北に大字桂(カツラ)あり、長屋(ナガヤ)あり、又土師あり、皆吉田川に添ふ。

根野(チノ)　入江の西南二里、可部に通する驛路にあたる、根野の向山峠は、山陰山陽の分水界とす。

陰徳太平記云、大永四年、大內義興子義隆、藝州佐東の銀山へ押寄せ、十重二十重に取圍みけれども、堅固の地なれは攻め上り難かりける故、唯遠攻にして日を送る、其時義隆道賢に向て、根の次休藏主の舊領等は見ばやと、古老一人を案內として、根の坂へ赴く、一百餘歲の老僧を尋ねしかば、其室は跡なし、昔時三藏主と申しゝは、城州兼野の純藏主、勢州法源寺の虎藏主、當山の次休藏主とかや申候て、何れも當世の作家にて候し、休藏主の手澤ある鉢囊は、可部の福王寺にあり云云。

志路(シンヂ)　根野の東、入江の南なり、今古屋(コヤ)と併せ志屋(シヤ)村と改稱す、其溪流は東流して井原村に至り、三田(ミタ)川の源と爲る。

元就記云、富田月山城降參の時、元就仰られけるは、大將たる者の軍に勝利を得て降參の者を助る事、弓矢取の法也、尼子兄弟三人命を助、家人に可召仕候と宣て、惣領尼子三郎四郎義久、二男九郎四郎、三男百吉子右三人家來になされ、永祿六年七月下旬に、藝州へ下し志路村に遣給ふ。又志路氏あり。元就記云、元就は陶晴賢嚴島へ渡海を聞て、物見には志路淨藏を遣す、此時に元就より病氣本復の願書を納む、淨藏坊主の姿にて參詣す、故にとかむる人なし、其願書を晴賢披見し、元就病氣を眞とおもひ悅べりと也、願書は弘治元年十月二十八日也。又曰、天文九年九月上旬、尼子勢五六万騎、郡山へ押寄、青三塚に滿々と陣取ける、伯州の住人南條小[illegible]等は宮尾に陣取ければ、毛利方より志路上野介、天野隆重、口羽常吉、桂元忠、渡邊太郎左衛門眞先に切て出、其日の合戰毛利の勝利名譽なり、それより後尼子方より郡山の麓へ度々働けれとも、させることも爲出さざりける。

井原(ヰバラ)　今井原村と云ふ、吉田の南三里、三田川の谷なる大邑なり、寛元三年嚴島宮に、井原村を伊都岐島宮御造營料に寄せられしこと、同社文書に見ゆ。

風速郷（カザハヤ）　和名抄、高田郡風速郷、訓加佐波也。○今井原村、志屋、長田、有保（アリホ）、坂の諸村なるべし、三田川の水源にして、東西四五里の山谷を占む。嚴島社文書、應徳年中の風早郷帆垣村とあるは、今有保村の大字帆垣（ホガキ）を云ふ。

三田郷（ミタ）　和名抄、高田郡三田郷、訓美多。○今三田村及び秋越村是なり、井原の西南、志路の南にして、賀茂郡の志和及び安佐郡の深川に連接す。仁平肆年の嚴島神領立券注文に、小越村、篠原村、須澤村、諸木村などあるは、皆三田郷にして、承安二年文書には、三田郷尾越村とあり。〔通志〕小越は今秋山と併せ秋越と改む。

○新編常陸國志云、建武三年十二月、東寺に賜はりし花園法皇の院宣に「安藝國三田郷、平田郷、高屋、餘田等任後宇多院御起請讀御下文院宣、知行不可有相違者、院宣如此」云々と見えたり、正中三年三月の官牒に、彼寺の所司等如への狀を載せ「高屋、平田三田已上安藝國別納地」

三田川（ミタ）　大田川の一支源にして、高田郡と賀茂郡の間なる山谷を占有す、長凡十里、其諸村里大半は高田郡の所管に屬すれど、志和村は賀茂郡に屬し、深川の二村は安佐郡に屬す。

山縣郡

山縣郡（ヤマガタ）　高田郡の西なる山谷にして、吉田川大田川の二區に分れ、面積凡六十方里、藝州西北の大郡なり、然れども人煙稀疎、大田川の上流を殊に甚しとす、今人口六万五千、二十三村に分つ、（吉相木内の三村は佐伯郡の所管とす）新宿は戸谷に在り。

（山方郡）山縣は和名抄、夜万加多と注す、中世或は山方（ヤマガタ）に作る、蓋其本義とす。東鑑「元暦元年、參州（源範頼）於安藝國、行賞於有勲功之輩、是依武衞御旨也、其中當國住人山方介爲綱、被抽賞軍功越人之故也」この山方介爲綱は壬生庄五郎の祖先なるへしと云ふ。

品治郷（ホムチ）　和名抄、山縣郡品治郷。○今本地（ホンチ）村、南方（ミナミガタ）村是なり、建武三年本國寺造営文書に、安藝國下品地郷見ゆ。

（本地）本地村は可部嶺を以て、南方安佐郡と相分ち、其水は北流して吉田川へ入る、可部驛より此に至り四里。

山縣郷（ヤマガタ）　和名抄、山縣郡山縣郷。○今八重（ヤヘ）村なるへし、大字古保利（コホリ）ありて、古の郡家の地々想はる、品治の北に接す。

（古保利）通志云、福光寺は古保利山金藏院と號し、四十九坊ありて、三百石の寺領ありしを、今堂一字、二王門稻荷社を遺す、堂中に釋迦藥師二大佛、及び小佛數軀を置く、寺址も四十餘區見えたり。○此地は中世古保利（コホリ）荘、又は古得（コウ）荘とも云へり。

有田（アリタ）　今今田（イマダ）、古保利、春木等を併せ八重（ヤヘ）村と改稱す、

（八重）本地郷の北一里とす。〔通志云、稻荷丸城は有田に在り、山縣荘五郎の所居とぞ、陰徳太平記に、此城は小田信忠、吉川經基、高橋元光等互に攻合し由見え、遂に武田元繁に取られしを、毛利家より再攻め取らる。安西軍策云、永正十四年、武田刑部判官元繁は、國人等多分在京しけるほどに、所々の城共切取、威を國中に震はんと思立、佐藤の銀山を打出て、山縣の今田（イマダ）に陣を取り、小田刑部少輔信忠が有田の城を取囲む、毛利元就之をきゝ、志道太郎三郎廣好に仰候は、武田が體を見るに、當國平均の績に非ず、國人在京の隙を伺所領を押領せんとの企也とて、兵を起し伐て元繁を殺す。〔諸書を參考するに、元繁今田の中井手（ナカヰデ）に敗死す〕

（今田）安元元年、春木、木折（コオリ）の二村を、嚴島社の御供田に附せらるゝ事、古文書に見ゆ、春木は今八重村の大字なり。

壬生郷（ミブ）　和名抄、山縣郡壬生郷。○今壬生村及び原村川東村、蓋是なり、山縣郷の北にして、吉田川（此に新荘川とも云ふ）の兩岸に渉る、吉田町の西四里。

通志云、壬生山は一に多聞寺山と號す、相傳ふ、壬生荘五郎の城跡にして、後世に至り、毛利家に亡ほさると、按にこの荘五郎は吉川宗人山縣玄番が子、本氏は山縣なりしを、村名に因て壬生とも呼しにや、有田村の若荷丸の主と別人にあらし、よりておもふに、東鑑元久年間、山形五郎爲忠こゝの地頭職となりしと見えたれば、其裔世に在しなるへし、城址二の丸に、石の水盤を遺せり。東鑑、元久元年七月、安藝國壬生庄地頭職事、山形五郎爲忠、與小代八郎等相論之間、就守護人宗左衞門尉孝親注進狀、今日於御前被決、遠州并廣元朝臣等候御前、是將軍家、直令聽斷政道給之始也。○肥後國志に、山方五郎爲忠跡、見布乃庄地頭職を、小代八郎有道行平に給はる事、古記を引きて注せり、小代は武藏國兒玉黨の人なり。

嚴島文書觀應三年「公家方、幷東寺門、宗御寺壽料所進注文」に壬生庄田七十六町畠十一町と云ひ、其四至を錄す、又治承三年「入道前大政大臣家兵所、壬生郷下文」あり、

「田畠在家　在管山方郡内
四至　限東　多治比　苅田　篠原
限南　坂山峰井可部莊（阪一作坂）
限西　當社領三角野
限北　春木谷井志野坂　川戸村　訓覓郷。

志道原(シレヂカハラ) 今原(ハラ)村と云ふ、壬生村の西とす、厳島社文書「仁安元年立券、當國一宮領、志道原合一町六段」また「志道原御倉敷、佐東郡内、伊福郷堺立江上落下所打定」とも見ゆ。

川戸(カハド) 今川小田(カハコタ)村と改稱す、壬生の北なり、[illegible]應の古牒に、川戸村を見ゆ、川戸の驛舍を中山(ナカヤマ)と云ふ、有田を去る二里。

宇岐郷(ウキ) 和名抄、山縣郡宇岐郷。○今詳ならず、新庄大朝の舊名にや、此地は壬生郷の北にして、古村なれば、郷名を帯す。

新庄(シンジヤウ) 今新庄村と云ふ、吉川氏の舊邑にして、其城址并に神社等存す、吉田の西北六里、石州々堺に接す。通志云、吉川氏の祖先は吉香經光とて、駿河の人、承久年中より、當國大朝新庄等の邑を領す、されど猶駿河に在住す、子經高其職を繼ぎ、正和中始てこゝに來り、爾の小倉山城に居る、その後經盛、經秋、經見、經信、之經、經基(經基は應仁の役に戰功あり鬼吉川と稱ふる人)國經、光經、興經まで相續て居城せしが、興經に子なし、毛利元就子元春を以て嗣とす、後興經は自害す、元春の子元長元氏みな續て歿しければ、三男廣家嗣となる、小倉山城は紅葉山とも云ふ、又火山は同村にあり、一に通山に作る、永禄年中、吉川元春初て此に城を築き、廣家まで此に居る。○按に、天正十四年、吉川元春卒し、廣家其家名を嗣き、雲州へ移り富田城二十万石を領す、慶長五年の亂、廣家毛利輝元を輔け、西軍の爲めに兵を出す、然れども西軍の敗亡を知り、款を東軍に通し、苦辛毛利家の安泰を謀る、毛利家之に因り長防二州を保つを得たり、廣家減封、其子廣正は毛利の封内に於て、岩國六万石を給せらる。

(小倉山城址)

新庄八幡宮は高山にあり、正和二年新庄、吉川次郎經高、駿河國より勧請、新に社を造り、二百六十石の神田を附す、今の祠官[illegible]が先祖大和が時なり、神田の外に鐘鑄料鐘撞免宮審かき持料などいふもありしとなり、弘治四年戊午、元春修造あり、社に蔵る所の獅子頭、元春の手作、これを見れは風致掬るとて、里俗風吹の獅子といへり、治功(チコウ)神社、同村にあり、吉川興經を祭る、初め光明神、又二有明神、靈社明神、鎮平神などゝ、唱號を改め、元禄四年癸酉、元春社を崇營し、後周防岩國(吉川家封地)由字村に十七石の地を置、當社の神田とす、又當村に四段二畝の田をそへ、今に春秋の祭儀を行ふ云々。

岩戸(イハト) (通志)新庄の北、石州出羽の堺嶺を岩戸山と云ふ、大字宮迫に天磐門別神社あり、三代實錄、貞觀五年授位の祀にして、岩洞の中に安置す。

大朝(オホアサ) 今大朝村と云ふ、新庄の西北に接し、山峡なり、石州濱田に赴く大路に當り、(廣島より此に至り十三里)阿佐山は標高一千零八十餘米突。大朝(オホアサ)天神社は今大朝に在り、三代實錄「貞觀元年、安藝國大麻天神授位」また樂音寺神名帳にも見ゆ。

大塚(オホツカ) 今大朝村の大字とす、石州堺なる市木峠の下に在り、(大朝驛より濱田に至る凡十三里)大塚の溪中に、所々沙鐵を産す、謂ゆる山縣鐵の本場なり。

筏津(イカダツ) 今大朝村の大字とす、大塚の西に并び、丸瀬(マルセ)山の下とす、即江川の源にして、此には新庄川或は山縣川と云ふ、新庄村山縣郷を經由すれは也。

吉河次郎經高申、安藝國大朝本庄内、枝村、田原竹原大孩平屋、大塚書庵原小枝朝枝鳴瀧、同村木山等地頭職事、訴狀如此、早被退散狼藉人、如元可被沙汰付經高之代、依仰執達、如件

正和二年四月　相模守(熙時)

西山縣(ニシヤマガタ) 山縣郡の西南、太田川の山谷を總稱す、元山縣一郡の地、其面積四分の三は太田川の水域に屬す、其吉田川の上流なるは四分の一ばかりとす、而も山縣の本據は吉田川の上流に屬し、村落田宅亦西山縣より多大なり、西山縣は山谷貧しく狭、地勢險阻にして、產業に乏し、藝州に於て最僻遠の境なり、三冬雪深くして、村家皆[illegible]藏を備みて、屋壁を蔽ふ、號して冬垣といふとぞ。

賀茂郷(カモ)(美志部) 和名抄、山縣郡賀茂郷。○今詳ならず、通志に都志見(ツシミ)村加茂川の字あれば、古の賀茂郷は此邊にやと曰へり、都志見は今[illegible]村に屬す、有田の西三里其水は南流して太田川へ入る、此號。

戸谷(トダニ) 今都志見村と并せ、都谷(ツダニ)と改む、山中の小邑なれど、本郡の中央なれば、郡役所を置く、其西南三里に加計村あり。(廣島より戸谷まで九里)

穴(アナ) 今坪野村と相併せ安野(ヤスノ)と改む、戸谷の南三里、大田川の北岸にして、安佐郡界に近接す。

移原(ウツノハラ) 今溝日高野等と相併せ、山廻(ヤマメグリ)村と改む、戸谷の北三里、大朝驛の西にあたる。

加計(カケ)(市邑) 西山縣の中央にて、大田川の濱に在り、可部驛の西北里、通志云、加計はもと[illegible](カケ)に作る、大田川と瀧山川と此にて會合ふ、村民職業に紙抄舟運業、又鐵業に從ふ、村中市家を成せり、此村、寛政八年水害を被り、後漸く復旧すれど、大都は變たりと云ふ。通志又云、加計村より一里半北方にて瀧山川の上流に渦(ヌク)井と呼ふ地あり、ここに江の湍とて、大磐石の下に、大なる深淵あり、其長凡五十間横二十間許、兩山の間極めて幽深の地なり、里民相傳て、素戔嗚尊大蛇を斬給ふ地といふ、按に日本紀一書に「素戔嗚尊、下到安藝國可愛之川上」とありて、通證にも安藝國可愛川は、山縣郡なるべしといへり、今可部川を可愛川とせば渦湍は其川にな

り、但舊事記には「素盞鳴尊、到出雲國簸之河上、與安藝國可愛之河上埃、所在鳥上峰」と、あり、當郡は安藝國の西北にありて、石見に隣り、加計村、殊に當郡の中央にして、出雲を去ること甚遠し、安藝と出雲とは相接せざれば舊事紀の說恐くは誤なり。(今按、通證可部を可愛と同しと爲すは大誤也、舊事記の文は贋作也)

瀧山川(タキヤマ) 大田川の一源にして、加計村の北方、六里の山谷を占む、今雄鹿原(チカバラ)(政所)中野(細見)の二村在り。

(山尾刈)

雲月山は、中野の西北、石州々堺に峙ち、山脈南に走るものは、彌畝山刈尾山に至り、東に走るものは、高田邑智の郡界を成す、刈尾山(カリヲ)は藝州第一の絶頂にて、標高一千三百四十米突。

戸河内(トガウチ) 加計の西三里、石州堺に在る山村なり、其山峰を十方と名づく、戸河内と加計の間に、筒賀村殿村あり、戸河内の北に八幡原村あり、又其南に吉和(ヨシワ)村あり、鑛泉涌出す、常溫七十二度、(吉和今佐伯郡に屬す)

(和吉)

書紀通證に、神代紀、安藝國可愛之川上に註して「今山縣郡戸河内村、有十方山、通雲石二州、甚峻高、有石窟、相傳、太古大蛇居之、至今雲霧濛々、風雨不時、鄕俗有可愛瀨、兩源出十方山、多奇石怪岩、素盞鳴尊殺大蛇、疑此」と曰へり、然れども十方山は石州に界するも、出雲に接せず、又可愛瀨は加計の江瀨とせば地形合はず、蓋大蛇の事、全く牽强のみ。

實際寺(シツサイ) 通志云、實際寺戸河内に在り、無碍山と號し、禪院なり、昔この村の發坂の城主栗栖吉太郎建立して開源と稱す、此人當寺を剏め、僧雪舟を請て開山とす、且村内上與一野とよぶ地二百九十五石五斗を附て寺領とす、貞治五年八月三日、與一野年貢帖一冊今に存す、并に永和元年雪舟の證文、應永元年左京權大夫多々良朝臣寺領の許狀、仝三十五年寺内四至傍示の文書等あり。(戸河内の眞教寺は、眞宗を奉し、本願寺西派に屬す、文化文政の頃、此寺の僧叡上人、可部の大瀛の學說を奉き、稱名正業の論を唱ふ、本願寺の宗義宗意に悖しければ、一時の物議を招けりとぞ、

八幡原(ヤハタハラ) 戸河内の北五里、石州彌畝山の東にあたる、今八幡村と改む、瀧水南流六里、戸河内村に至り東北に折れ、戸河内(トガウチ)川と云ふ、三里可計村に至り、瀧山川と合ひ又東南に折れ、三里水内川を容れ、安佐郡に入る、即大田川の上流也。

(川内河戸)

水内(ミノチ) 今水内村(大字下村、谷和田(ワダ))上水内村(多田菅澤)の二と爲り、佐伯郡の所管とす、加計の南三里、大田川の一支谷とす、其水源を大峯山と云ひ、渭水西北流五里、大田川に入る、號して水内川と云ふ。○和田(ワダ)の湯山に、鑛泉湧出す、常溫七十二度、湯山平中、浴場を開く、上水内の多田にも鑛泉あり、溫七十六度、藝州もと溫泉なし、纔に此山中に見るも、佳良ならず、廿日市へ六里許。

(川内水)

(田和)

豐田郡

豐田郡(トヨタ) 本州の東偏にして、今四十餘村、人口十二万を管轄し、其治に治す、生口(イクチ)島大崎島等を之に屬す、其境域の形狀横長に接し、本郷、故を以て沼田沼田の東北境に因りて開し、其生口大崎等の海島は伊豫の三島と相接比するを以て、彼國の下に係く。

豐田とは沙田郡の改稱なり、和名抄「沙田郡、今沙作豐、比與太」と註したり、其舊域は沼田川の上流に在るを以て、地勢は全く加茂郡と相密接し、稍沼田郡に遠し、而も後世沼田を豐田に併せしを以て、境域の狀態合する能はず。

歸省東遠　春水

稗海何須畏、扁舟載夢行、枕頭鷄犬近、時聞御帆聲、

又

葵花分夢備、松竹繞二州、棒嶺乃西頭、何處辨故山、

沙田郡(マスダ) 中世豐田郡と改稱す、和名抄に早く「沙今作豐」と註したれば、其以來の改稱とす、文德實錄には「仁壽三年、安藝國佐伯山縣沙田三郡」云々と見ゆれば、其以後なるを知る。

沙田は和名抄万須多と註す、沙字は万佐古の訓あり、之を約めて万須に假れる歟、又沙田を古言に万須多と呼びしにや、其豐田と改稱したるより見れば、本義は增益の万須にて、沙磧の万佐古にあらざるに似たり、爾意今決し難し、姓氏錄に沙田史あり「百濟國人、意保尼王之後也」と曰ふ、本郡安宿鄕ありて、姓氏錄に又「飛鳥戸造百濟國比有王之後也」とあれば、本郡は此人々の一族の開きたる地にやあらん。○本郡の舊域は、沼田川の上流、椋梨戸野の二山谷に分れ、北と西は備後及び本州の内郡に至り、南は賀茂郡、東は備後御調郡とす。

安宿鄕(アスカ) 和名抄、豐田郡安宿鄕。○今川源(カハモト)村是なり、大字安宿存す、椋梨川の源にして、備後内郡の椋木(イズキ)及び本州内郡の豊速鄕と、山脊を以て相分つ。窟栖(スミス)山あり、標高一千米突。

(山栖窟)

安宿は河内國に同名ありて、飛鳥にも作れり、蕃別飛鳥戸の故里なりしこと、沙田郡下に曰へるごとし。

能美鄕(ノミ) 和名抄、豐田郡能美鄕。○今乃美村存す、安宿の西に接す、亦椋梨川の源とす、建武三年本國寺造營文書に、安藝國能見庄見ゆ。

(美乃)

能美とは家又居の義なるへし、和名抄讃岐國新居を爾比

乃美と訛し、諸國に同名多し、姓氏錄にも新家首あり本州の官社に多賀神あり、又能美島あり。

椋梨鄕

和名抄、豐田郡椋梨鄕。○今椋梨村と云ふ。同是なり、然れども舊來椋梨村と云ひ其源流をも椋梨と曰へるより推せば、椋は椋の誤にや、又は椋をムクとも訓めるならん、後人和名抄刊本の傳寫により漫に椋梨を棄てクハナシを取る、輕卒も亦甚し。

椋梨川

源を川源村清武及び乃美村に發し、東南流、椋梨を經て、沼田川に入る、即沼田川の一支源なり長六里。

按に、和名抄椋梨、後人クハナシと訓む、類聚名義抄「椋クハノミ」、字鏡「桑、桑實」とあるに據る、然るに此地後世椋梨の名ありて椋梨を見ず、字鏡に又「村椋、牟久乃木」とあるを見れば、椋此に椋と同しく牟久と訓める也。

豐田鄕

和名抄、豐田郡豐田鄕。○今豐田村建つ、椋梨の南なり、即古の本鄕にあたる歟、和木小田の二大字あり。

小田

今豐田と改む。通志云、小田の八幡宮は、昔椋梨村にありしを今にいふ、文明已往上來の札、正□年間の記錄に見ゆ、境内に石碑を建つ、碑面「備五知吉、當八幡峯鳳吹御木、彌陀經□」といふ十六字を彫り、上に梵字あり、文明十一年己亥二月十六日と數記す、何人の建る所を知らず、また永祿庚子、小早川家人小田景宣僧房を寄進する石碑あり。

大草

椋梨小田の東なる山村とす、備後の御調世羅郡界に接し、佛通寺山の北にあたる。

戶野川

沼田川の一支源にして竹仁村に發し東南流、戶野村を經て河内驛に至り、入野川を容れ又椋梨川と相會して、沼田川と爲る、長凡六里。戶野は又登能に作る、名義は外野なるべし。

訓芳鄕

和名抄、豐田郡訓芳鄕。○今久芳村竹仁村是なり、能美鄕の西南にして、戶野川の源なり、建武三年木國寺造營文書に、安藝國久芳保とあり。

竹仁

寶德二年、嚴島社不知行地書上狀に「上竹仁、毛利太郎右衞門尉押領」とあり、今竹仁村存す。

登能鄕

和名抄、豐田郡登能鄕。○今戶野村是なり。訓芳の東南とす、文和元年國鐵寺文書に、安藝國戶野鄕見ゆ、戶野の東南なる大河村は、古鄕の系屬明白ならず。

郡戶

今河戶に作り、河内村と相併せ、大河村と改稱す、戶野の東南とす、延武三年木國寺造營文書に、郡戶鄕見に、又

(戶河)

寄進　國鐵寺

(上略)安藝國郡戶鄕戶野鄕久芳保(中略)地頭職事右所奉寄之狀如件

文和元年十月十六日

參議左近衞權中將源朝臣　花押

河内

今河戶と相合せ、大河村と云ふ、山陽道の一車驛とす、椋梨戶野及び入野の諸溪、村内に於て相會流して沼田川と爲る。此地は、形勢正しく沙田郡に屬すれど、其登能鄕なりしや豐田鄕なりしやを詳にせず、或は豐田鄕の地歟。

沼田郡

中世其名滅し、今其舊域の地、東偏は豐田郡に併せられ、西偏は分裂して賀茂郡に入る、舊域の地形は沼田川の下流、并に海濱野呂山に至るまでを籠め、竹原を中心とす、山海の商當相錯合す。

(淳田)

沼田は和名抄奴太と注す、仁德紀に「令有司、移所名縣佐伯部、于安藝渟田、此今渟田佐伯部之祖也」と見ゆ、佐伯郡は此佐伯部の更に遷置したる所ならん、(仲哀紀に「皇后從南東發、而行之、到淳田門」云々とあるは此地にあらず)續紀、延曆年中佐伯沼田連あり、類聚國史、延曆十五年、沼田郡采女佐伯直刑賀女あり、平家物語に沼田次郎と云ふも此者にして、本佐伯部の後裔なりしにや、中世奴田庄あり、竹原を本として沼地を□めて庄内とし、郡名□に廢す、(嚴島文書によれば長元永□以前已に沼田郡亡ひたり)

沼田川

源を豐田郡の山中に發し、二源あり、戶野川椋梨川と云ふ、大河内村に於て相合ひ、東南流、本鄕驛を過ぎ五里にして三原□に入る、長凡十一里、近世此河水の南岸を特に沼田と呼び、和名抄沼田鄕にあたるやの疑あれど、古の沼田鄕は此河岸にあらずと知るべし。

眞良鄕

和名抄、沼田郡眞良鄕、訓新良。○高山寺本信濃と註す、今高坂村、長谷村是なり、高坂に眞良の大字存す、備後の御調世羅に接し、沼田川の北方なる地とす。延喜式眞良驛を載せ、備後の寄度□を承く、此驛は蓋今の長谷村の下沼田にあたるへし、國界に接し、沼田川の委曲北岸に位置し、三原町の西半里強に當つ。(名義は新羅人の居れるに因る歟)

佛通寺

今高坂村大字許山に在り、沼田下村の北なる山中とす、許山は土俗專ら御元山と唱ふ、又別通と呼ぶ、備後の御調八幡宮を寺の鎭守神とし、愚中和尙の開きたる禪林也。(御調八幡は、寺西凡二里)

宿佛通寺　賴杏坪

遠問許山入靑谿、百峰挾谿左右排、危崿怪石樹間出、或似臥虎或似猊、佛殿高棲度橋頭、水竹淨處僧房栖、別有一亭愛風煙、金字高揭御書題、看過寺前風小院、登臨飢鼠噬僧齋、十里松間月知我、木魚夜響怪鳥啼、晨起出寺躡殘露、雨歇溪前向歸路、欲留一詩留新得、勸盆山石老昌黎、

通志云、佛通寺は應永四年小早川春平創造、愚中和尙一派の一本寺にて、末寺も數多これあり、國内無比の名藍

あり、愚中入唐の時、佛通禪師を師とせし故に、其恩を慕て寺號とすといふ、時に紫衣綸旨を下され、足利家より祈願所の教書を賜はりて、祈禱護國寺と稱し、南門北門に下馬札を建つ、今に至りて當然り、そのかみ堂塔五十餘所、寺領四千石に及ひけるが、中ころ漸く癈せしを永祿中、小早川隆景境界を廣め、殿堂を修む、福島入封の後、寺領一たひ沒收ありしが、後復二百石を附らる、今其封に仍る、境內山林廣四十餘町、裏三十餘町あり、寛政中山內失火して本堂燒失す、文化中佛殿方丈祠堂茶堂等再興せらる、含暉院といふあり、應永六年草創、愚中所居、唐土の徑山含暉亭の風致に擬す、尼松岩が建立なり、佛殿開山堂、方丈厨庫、寶藏鐘樓門舍、鎭守祠等あり、又五院といふは、一を昔心院と號す、應永九年草創、愚中坐禪の所にて、無言櫚といへるを、僧曾隱一寺とす、小早川則平建立なり、方丈厨庫門舍等あり（下四院并に同し）一は長松院と號す、僧千畝開基、小早川敬平建立、一は永德院、僧一笑開基、小早川熙平建立、一は兩足院、僧諸溪開基、一は正法院、僧宗綱開基、小早川繁平建立、今此五院年々輪番して本寺舍內に居住し、山內の事を主れり、凡此境は奇巖屹立し、老樹枝を交へ、又激湍奔流なとありて、實に塵外の靈地なり、其詩壁各名あり、其所藏書畫器物古秀なるもの多し、畫は宋徽宗、東坡、文徵明の筆といへるあり、屛風多く雪舟の畫なり、書は明人及名僧の蹟あり、唐磬唐硯あり、硯は銅雀臺の瓦といふ、紫衣綸旨及ひ、細川、畠山、小早川、武田、毛利諸家、寺田寄付の文書等皆現存す。

高山城址（タカヤマ）

佛通寺の西、高山に在り、高坂村大字眞良と船木村本鄕驛との中間にあたる、小早川氏の古城也。通志云、高山城は一に雄高山、又道谷城と稱す、文治三年、土肥實平始て此に築き、其後世々相續といふ、或は第五世雅平にて新城に移る、故に五代山と稱すといふ、この塁甚ひろく、今に本丸南丸北丸扇丸なとよぶ所あり、其他遺址の求べきもの多し、山內に城主所祭といふ若宮の小祠あり、新高山は古高山の西にあり、一に長屋城とよぶ、是も土肥氏の所築にして、隆景まて相續といふ。」小早川隆景、實は毛利元就の三男也、小早川の家を繼く、其先相州の人土肥實平の孫景平、其族を小早川と稱す、其子茂平始めて安藝に居る、茂平十二世の孫正平、天文十二年、大內義隆に出雲に從ふ、軍敗れて矢に中りて死す、其の子繁平盲す、親族宿臣相議し、元就に請ひて隆景を迎へ、正平の女を配し、以て嗣となす、隆景初字は德壽丸、更に又四郎と稱す、天文十五年の冬、沼田高山城に入り、竹原の地を併せ保つ、左衛門佐と改稱す、（大內義隆甚た寵遇に、諱字を授く、因りて今名を稱す）軍事ある每に、兄吉川元春と先登して向ふ所敵なし、世に兩川と稱す、後封を筑前に轉す、文祿四年八月、從三位に叙し權中納言に任じ、尋て老を告け退て三原城に居り、世事を謝絶して優游日娛しむ、以て其身を終ふ、慶長二年六月薨ず。（野史）

船木鄉（フナキ）

和名抄、沼田郡船木鄕、訓布奈木。○今船木村存す、眞良鄕の西にして、沼田郡梨羽鄕の東南とす、沼田川の左岸なり。舟木永福寺は、蓮華山と稱し、建長元年の頃、威光上人、土肥茂平と協力建立し、佛通禪師を招請して開山とす、佛殿及栖眞寺を開く、近世寛文の頃、僧仲芳中興。（通志）

本鄉（ホンガウ）

今本鄕村と云ひ、山陽鐵道の驛舍なり、蓋船木本鄕の謂なり、沼田川の右岸とす、三原を去る二里半、忠海を去る二里半。

梨葉鄉（ナシハ）

和名抄、沼田郡梨葉鄕、訓奈之波 ○今沼田西村、北方村、南方村是なり、船木鄕の西とす。延喜式、梨葉驛あり、眞良より此に至り、高屋木綿に向へる也、然るに本書高屋なく、附と云ふあるは、附部高屋の誤脫ならん、今の南方（ミナミカタ）村の邊、蓋古驛にて、之より西北、新莊田萬里（タマリ）より高屋へ出てしごとし。○通志云、梨葉鄕、下北方（シモキタガタ）村に高木（タカギ）山あり、源貞世の道行振を以て考れは、元曆中に沼田次郎か籠りしと云ふ城は此山ならん、今に至りて武器を土中より掘出すことあり。

(南方)

樂音寺（ラクオン）

通志云、此寺南方北方に兩屬し、歡喜山と號す、緣起文には、天慶年中、藤原倫實、叛臣純友を追討し、功成て勅を奉して建立せりといふ、當寺始は天台宗なるを應永の比法持院賴春の世より密宗に改といふ、昔は法持院中臺院兩門主と稱して、一山の寺務を掌りしが、天正年間、小早川家中臺院を三原に移されてより後は、獨り法持院寺務をなす、往古は大寺にて寺領も七千貫ありしといふ、中古土肥實平沼田の地頭職となり、世々寺田を附し、梨羽家竹原家よりも田を寄附す、毛利家に至ても寺領百石あり、其文書歷々存在す、文治文永弘安以來の古文書數十通あり、今本堂仁王門鐘樓十王堂及小祠五字のみあれと、古は山內十八坊ありといへり、其墟山林田野の名に遺れり、所藏唐畫佛像古製の道具あり、又安藝國神名帳一巻あり、相傳ふ昔郡內一宮ありて當寺その別當たり、故に祭式に此帳を讀誦したりと、又所藏の一簡に曰く、

下沼田庄、梨子羽鄕、可早以當鄕安宗久弘出田壹町伍段（中略）弘安肆年正月。

今有鄉（イマリ）

和名抄、沼田郡今有鄕。○今沼田東村なるへしと云ふ、（國郡考郡鄕考）然れとも高山寺本に此鄕名を缺きたり、之に因りて之を疑ふに、今有の二字沼田郡の下に在り、卽郡名は注脚亂れて鄕名に入りしにあらずや。

沼田神社（ヌタ）

今沼田東村の大字本市（ホンイチ）に在り、本鄕驛の東南一里、沼田川の右岸とす、舊號祇園牛

頭天王社。了俊道行振に「こしき天神」と云ふにあたる歟と云へど、未だ其證を知らず。

(本市)

了俊道行振云、備後と安藝國のさかひをいづる、よこほれる山中に、かやふける堂あり、此ふもとまで入海つゞきて、沼田川のながれ落あひたり、此河づらにうき出侍るほどに、日暮はてゝ夕やみのは山のかげも、いとゞたつ／＼しきに、ほたる幽に飛ちがひつゝ、なにとなく物心ぼそきに、この里は松の火などともして、來むかふ火影川なみにきら／＼とうつろひて、鵜川たつ心地ぞし侍る、この所は潮水のむかしまでは、海の底にて侍けるとて、石の片貝などにかきといふもの〻殻うち付ためり、はなれたる山ども、こゝかしこに茂りていとおもしろし、此川にそひて西に、さしふるげなる松山の中に、神の社一たてり、こしきの天神と申となり、これはかの御神つくしへうつされ給ひける時、こゝにて旅のかれ飯まいらせたりける物の具に、こしきといふもの〻残とゞまりて、今の世まで侍けるなるべし、やがてそのこしきをも社に祝たてまつりて、かたはらに置き侍なり、又そこにめでたき水あり、これもかの天神の御手づから堀いだし給けると申、

我いのるたのみもとにまし水の淺かるまじき恵みをぞまつ、

此山にならびて、田面のするの道のべに、かた岡のやうなる所に、松や竹などしげ／＼て、草のたう一たてり、平家の世に沼田のなにがしとかやがこもりけるを、のりつねの朝臣の攻おとしける所と申めり、いまもしづが田返をり／＼は、ふるきかばねなどほり出事も侍るに、矢のあな刀のあとさへみえ侍となむ、そのあたりに草とるといひて、田中に人あまたおりたてり、

袖ぬらすならひもかなしあやめかる沼田の田の草けふはとりつゝ、

此南によろづの神々いはひ奉る中に、をさこ山をもいますと申。

(沼田尻城址)

今按に、了俊の行路は、沼田川を泝り高屋に出てたり、即今の鐵道線と視て大差なかるへし、而て其「こしき天神、沼田城跡、男山八幡等」の地は今の何村にあたる歟、大略沼田東村にあたるごとし、又沼田城の事は源平盛衰記に、

能登守教經は讃岐國屋島御崎にぞ著給、河野四郎此事を聞、安藝國奴田太郎源氏に志あり一に成て軍せんと思て、奴田尻へ渡ける、今日は備後蓑島に懸て、翌日は蓑島を漕出して、奴田尻に著

とありて、其奴田尻とあるより推せば、其沼田川尻なること想ふへし、又了俊の記と相合ふ。○豫章記云、沼田次郎は河野通信が小舅なる故、合力せりと雖、無勢なりければ、通信落行きけり、沼田も源氏に志有さて、一手に成、沼田城へ渡る、能登守卽追渡、今日は備後蓑島に着て、次日沼田城に付て、一日一夜合戦ふ、沼田次郎矢種盡ければ、能登殿へ降人參也、河野四郎は主従七騎、細縄手向の浦迄、船に乗て落行、伊與國渡けると有、家舊記、安藝國沼田の城をば能登殿に責落されぬ、沼田次郎を取てのくとて、手負たる大武者を肩に掛て、一里餘りのきて、船に乗て安々と渡しけると也、沼田は其より當國に居住して、十八ケ村にも入けると云々。

米山寺（ベイサン）

(納所)

今沼田東村大字納所（ナフソ）に在り、大日本史に土肥實平は死年闕く、安藝米山寺過去帳に、承久二年とすれど、東鑑建久六年の條に、實平の寡婦あれば、承久以前とすと注す。○通志云、東盧山米山寺、相傳ふ仁平三年、誓願禪師開基、十二世を歴て、土肥次郎實平西國探題として此地に來り、承保の初入道して、此寺に就き法を受け、歿するに及て此に葬る、のち、小早川美作前司茂平當寺佛殿を建て、歴代の牌子を置き、寺を巨眞山寺と稱す、寛元四年、一條入道太政大臣政所の下文を賜り、御教書ありて、[illegible]荒野を開き、佛餉燈油修理料田とし、不斷念佛堂を建つ、延文中、小早川宣平が七男僧[illegible]を持して臨濟派となり、巨眞寺と稱し、後又小早川[illegible]巨眞山に假字を塡て、米山寺と改む、其歿する亦此に葬る、小早川十七代の墓皆當山にあり、慶長七年回祿にかゝり悉く燼地す、元祿のはじめ僧[illegible]や〻殿宇を再興し、曹洞に改む、延享四年僧萬貞本寺に請ひ[illegible]其徒に復す、又此村に聖護院末派の山伏六十二人あり、山頭専持院の祖は、土肥實平に從ひ來れるものの苗裔とぞ。

安直（アチカ）郷

和名抄、沼田郡安直郷、訓安知加。○今田野浦村、須波（スナミ）村、佐江崎（サヽキ）村、忠海町等なるべし、三原海峽の西口なる海岸とす、通志に安直郷は後世沼田東村の邊に其名殘れど、古へは田野浦の邊の海岸を云ふ歟と述ふ。

按に、安直は本來備前備中に見ゆる阿智と同しきを後世阿智加と訓むことゝなれるにや、又應神紀に「百濟王、遣阿直岐（アチキ）、貢良馬二匹、阿直岐者、阿直岐史之始祖也」とあれば、阿直岐史の姓氏より出てし名にや、姓氏錄安勅連、天武紀阿直連など古書に多く見ゆ。又延喜式本國驛名を擧け都宇宇鹿と云ふ、宇鹿は蓋安鹿（アシカ）の誤にして、安鹿卽安直と同しかるへし、此驛は山陽道の別路にして、眞良驛より安鹿都宇を經て荒山に向へることとし、尚考ふべし。

(安鹿)

(淳田門)

通志云、能地（ノウチ）村青木迫門（今佐江崎村に屬す、卽三原海峽の西口にして、其南岸を伊豫の大三島とす）は日本紀淳田門の古跡なり、卽和名抄沼田郡安直郷にあたりて、今も年々まさしく浮鯛ありて、■后の故事を云傳へり、淳田（スタノト）門の青木迫門にあたれるは疑へきにあらず、但浮鯛の時候を、日本紀には六月とありて、今は二三月の比なり、大抵立春四十日後より立夏の前數日までの內なり、

（味潟）

詞花集、大江匡房の歌に「春くれはあちかたの海一かたに浮てふ魚の名こそ惜けれ」とよみ給へるを見れば、春の比に浮こと久しき事なり、亦此浮鯛を櫻鯛といへるも、櫻花の時節なればなるべし、書紀通證云「安藝人唐崎氏曰、今豐田郡味潟(アヂカタ)、鯽魚備浮如醉之事、初夏浮泉最海數口、稱曰浮鯛、有官制不妄網之、古謂之櫻鯛也」と。（今按に仲哀紀淳田門は角鹿より穴門に至る航路とすれば、安藝を經由すべきにあらず、若狹にも淳田門てふ古蹟を傳ふ、安藝なるは同名にして同事を傳ふれど、自ら別異のものと爲す）

須波(スナミ)

（田野浦）

沼田川の河口南岸を田野浦(タノウラ)と云ひ、其南を須波村(スナミ)とす、須波の東瀬戸（卽三原海峡）を隔てて佐木島あり、今鷺浦村と改む、往時は向田野浦と稱したり。通志曰、義滿嚴島詣記に仁部浦あり、今田野浦に仁部(ニンブ)の字のこる、又向田野浦（佐木島）の海邊に石造地藏ありて、其石に刻みて曰、

東西南北、各於一町、盡未來際、殺生禁斷、現在未來人天衆、吾今慇懃付囑汝、以大師遍方便度、勿令隨在諸惡趣、釋尊與寂二千百五十歳、于時正安二庚子九月日、大願主、散位平朝臣茂盛、幹緣道俗、都合七十餘人佛師念心、

忠海(タダノミ)

今忠海町と云ふ、戸數一千五百、海驛にして豐田郡の郡治とす、三原海峡と大下瀬戸幷に御瀨戸の交會にあたり、海上の一要衝たり。（須波の西二里半、竹原の東一里半）

水路志云、忠海港は三原南方の一地角（須波）より西方約四海里にあり、灣内錨地あり、然れども其位置水深く且甚險界の浪推に臨めるを以て、已むを得さる時のみ用ゆべし、忠海の南方二海里に大久野島あり、燈臺は島の南端に設置し、晴天光達六海里。

義滿嚴島詣記云、御舟洲に押掛てゆかざりければ、はし舟をめして、たゞのうみの浦といふ所のいそぎはに、あしふける小屋にやどらせ給ひける程に、しほ滿來りて御舟おきぬとてまいれり、又めしてこがせ給、

　うきねするおきつとまりをいそげとや明ぬ夜しほに船のおくらん、

しほの干てゐたる舟のしほみちてうかぶをば、おくるといふにこそ。

竹原(タケハラ)

（高崎）

今竹原町と云ふ、戸數一千五百、忠海の西に隣れど賀茂郡に屬せしむるは不當の區畫とす、忠海と相比敵する海驛にして、運漕の便多し。竹原の東に接する高崎(タカサキ)は今大乘(オホノリ)村と改む、源義滿嚴島詣記（今川了俊作）に見ゆ、曰く、康應元年三月四日、夜ふかく都をいでさせ給ふ、その日の午の時はかりに、攝津の國の兵庫の津につかせたまひぬ、九日備後の國尾道といふところのにし、くおら崎糸崎いくちの島なといふ浦々、北にあたりて見ゆ、この島々はいにしこへ、筑紫へくだり侍りしときとほり侍りしなりけり、この南に伊豫の三島はるかにかすみたり、今夜は安藝の國高崎といふ海べたに御泊をかけらる。（英人コックス日記、西曆一六一六年、八月二日、上之關より蒲刈を經て高崎に至る、三十二リイグ、三日、高崎より牛窓に至る、三十リイグと稱す）

竹原は往時竹原庄及奴田庄と稱し、土肥氏小早川氏の本領たり、小早川居城は高山に在りしかど、其家號を竹原殿とも曰へるは、之が爲めとす、又伊豫の三島海賊野島氏は、小早川家に依附して竹原に開山を要害したりとも云ふ。

　泛道、疊春風大人韻、　賴　新南

候得朝潮又出門、繫舟進棹向江村、舟子招々須我久、已看楊關當棚痕。　遙望東風咽海門、雲開次第見前村、滿江點々成紋鳥、忽見狂瀾亂雨痕。　茅屋臨江半掩門、數株梅壓數家村、自許飄然天上坐、鏡波春穩割舟痕。

有方錄云、（寬政八年）欲謁廣島、賴霞匡翁、欲遣息子成往竹原、見叔千齡、請余相伴、乃促裝上途、竹原賴漁鹽利、繁稠爲一都會、上西方寺普明閣、々倚山腹、眺望甚壯、市井外、鹽田一里許、夜三更始乘舟、下溪口待潮、四更挂帆、弦月方升、遠江山稍生色、行里餘、左傍丘陵、右接洲瀨、此已盡矣、彼又彌縫、是以水廣約略不過一里、波穩而舟曲折、殆如行川。

近世竹崎の人、柄崎（一に原埼に作る）賴の二家學術を以て世に鳴れり、殊に賴氏の一門を盛大と爲したり。賴杏坪の藝藩通志曰、柄崎欽四郎は京師に遊學し、若林强齋三宅尙齋を師とし、程朱學を修め、寬保の比江戸に下帷授業す、後長島侯に仕へ、晩年歸郷す、欽四郎の兄上總介信通は、神道を梨木桂齋に受け、辛齋と號す、其家礒宮天神の祠官たり、上總介の子常陸介士實は、神道を谷川淡齋に受け、强記にして豪放、筆を引いて數百言の文章立どころに成る、而も撿束なきを以て人指して狂となす、亦非常の才なりし也と云々。（常陸介は高山彥九郎の友にして、彥の久留米に客死するや、常陸介往詣、其墓頭に自刃す、其始末詳ならず。近年此人贈位の特恩を辱くす、今も礒宮祠頭に、忠孝の二大字を刻せる碑あり、卽常陸介の建つる所とす）

沼田鄉(ヌタ)

和名抄、沼田郡沼田鄉。○今竹原附近なるべし、大乘村、下野(シモノ)村、東野村、西野村、新莊村、田萬里村等是也。通志に竹原の溪澗（南北二里餘）を賀茂川と云ひ、又下野東野に賀茂明神を祭るを以て、此地は和名抄賀茂郡賀茂鄉ならんと論じたり、然れとも此地は全く沼田郡の中に在り、豐嶺隔して賀茂郡に屬すべけんや、且竹原莊は舊名奴田なるを想へは、卽沼田鄉なるを推知するに足る。（名義は其文義に同しかるべし）

日向記に、建久九年、源賴朝公より工藤三郎祐時に、安

（奴田）

藝の早川奴田庄を領ふこと見ゆ、同某記に系圖を引き、工藤□時の□男□□朝の母は、土肥遠平（實平子）の女なり、諸國同じて安藝國奴田庄をも讓得して早河殿と云ふと述ふ、早川と云ふは遠平の家號にして、相州の地名に本つく。（一說遠州早川とぞ）

玉海、元暦元年六月十六日條云、武云、平氏家類、追討在備後國之官兵、土肥二郎實平息男早川太郎云々。

遠平の奴田庄は、後世分れて早川本庄小早川（コバヤカハ）新庄の二と爲り、其本庄は工藤氏に傳へ、又賀茂神領と爲りしより、早川の名亡ひ、小早川の家號のみ、新庄と共に永續ししたるごとし。

（小早川）

賀茂社領、安藝國都宇竹原兩庄事、爲嚴重之神領、公用其沙汰候處、一亂以來無沙汰、云々

十月　文明十五）　親　繼

小早川中務少輔殿　（賀茂社舊記）

海東諸國記に、庚申年（我永享十二）遣使來朝、書稱安藝州小早川美作守持平、歲遣一船、父常賀、幽近侍國王。

新庄（シンジヤウ）

竹原町の北二里、山中にありて、本郷驛の正西二里とす、即竹原新庄の謂にして、小早川氏の傳領地は此新庄なり。通志云、土肥實平の四世孫小早川茂平入道本佛は、竹原都宇の地頭職を次子政景に讓り、新庄に居らしむ、子孫相續して十三世隆景に至り、大に興る。（按に竹原本庄を早川と云ふに對して、新庄の地頭職を小早川殿と呼びしに原、又小早川も相州の地名にや、不審）

康正二年造内引付云、三貫文、小早川安藝殿、藝州竹原庄錢、○安西軍策云、隆景は沼田の竹原の家相續あり、初め小早川又太郎正平討死の後、嫡子又鶴丸元繩を大將と取立しかとも、幼にして而も三年以來煩眼、終に盲目と成由、家の子郎等とも會議して、隆景を申請、正平の嫡女と婚姻の禮を調、後大内義隆の吹擧にて、□形號を給けると聞し。

田万里（タマリ）

今田萬里村と云ふ、新庄の西一里半、西野村に接す。北は高屋村と堺す、山中の小驛なり、本郷驛より、田萬里を經て四日市に向ふを、山陽道の捷徑とすれど、鐵道は此に由らず、北方河内入野を過ぐ。

赤埼（アカサキ）

三原の西二里、木谷（キダニ）村の南岬とす、即三津浦の東角にあたる、竹原より西南赤崎を經て蒲刈に向ふ海峽を柳瀬戸と云ひ、猶島瀬戸に連接す。

（木谷）

宿藝州赤崎泊、有志、　釋　蓮禪

沙路浦花行不窮、汎來唯任棹歌翁、月殘白石鷗波上、（白石渡名也、防州之境、今曉所過）日暮赤崎秋泊中、（赤崎泊名、藝州之中也、今夕所留）蹔與溟望分八九、呉興山影顧西東、荻花浦遠看如雪、蘆葉迸穿臥有風、濤瞑長谷同病鶴、旅情忿引作窮鴻、縱歸舊里無眉目、家族併嫌貧賤躬、（本朝無題詩）

（柳瀬戸）

水路志云、柳瀬戸（ヤナギ）は大崎上島（オホサキ）（大崎島は伊豫越智郡三島の條に出づ）の北面附近に群布する諸島と、其北方安藝海岸との間にある、安全の水道なり、該群島間、及び大崎上島との間は、海底險惡にして且水淺し、柳の瀬戸は阿波島附近に於て、大下瀬戸の北口と相通す、（阿波島は竹原港尚埼の南に在り）赤埼は阿波島の西約五海里にあり、陸岸の赤色角にして、其西側を三津灣とす、灣內島嶼岩石多く、淺灘擴延す。

都宇郷（ツ）

和名抄、沼田郡都宇郷。○今竹原の西、木谷、三津浦并に三津口村、內海町などにあたるごとし、延喜式都宇驛と云ふは、安直郷の安能驛より此に至り、賀茂郡荒山驛に向へるごとし。近世三津浦、三津口、內海の諸村落は皆賀茂郡の所管と爲れりと雖、木谷は依然として沼田を離れざりしは、舊貫の習ののこれるならん。○按に通志に「都宇とは津の義にて、海邊の稱なるべし、小早川家譜を覲るに、四郎政景、正嘉二年、父本佛より竹原都宇の地頭職を配與せらるとあれば、都宇は竹原近東にして、出海の津なるべし」と論す、此近東とあるは近西三津三津口の誤と改めたし。

三津（ミツ）

舊名三津浦、今三津町と云ふ、戶數一千、竹原の西二里半、亦一海驛とす、延喜式都宇驛に、蓋此地とす。

鹿苑院殿嚴島詣記云、康應元年三月十日、また潮を出させたまふ、三津、風早、やま地、內の海、神代、日詰、久禮、畑見、かま刈の泊門、かやうの浦々すぎさせ給へり。

（風早浦）

三津灣は灣内に島嶼散在し、淺灘を成す、其西北の岸を風早（カザハヤ）浦と云ふ、万葉集に「風早浦、舶泊夜、作歌二首」を備後水調郡長井浦と安藝國長門島の間に載す、

わか故に妹なけくらし風早の浦の沖邊に霧たなひけり、

沖津風いたく吹きせはわぎも子がなけきの霧にあらましものを。

三津口（ミツクチ）

三津の西南二里、今三津口村と云ふ、舊は道口（ミチノクチ）と云へり、內海灣の北岸に位置す。

宿道口津、賦所見、　釋　蓮禪

山重江複客添淹、景觸蕭踈不耐瞻、岫嶺晴陰當鳥路、津村秋冒魚鹽、月隨歸棹千程遠、煙起行□一穟纖、身與浮雲無定處、自哀自咲淚相霑、（本朝無題詩）

（道口）

內海（ウチノミ）

三津口の西に接し、舊道町とも稱す、今內海町と云ふ、其港灣は東に開き、柳瀬戸に通ず、數島港口を屏塞し、灣內全く淺灘を成す、內海の西二里に、野呂（ノロ）山あり、近海の望標とす。

鹿苑院殿嚴島詣記云、かまかり（蒲苅島內海の南方に在り）よりいかりをとりて、內の海、たかみ、たかさき、ひきしま過きて、にふの浦と云所にとどまらせ給ふ。（按高埼は竹原に在り、仁部は田野浦にあれば、其航路概見すべし）

內海の西南二里に跡（アト）、川尻（カウジリ）の二村あり、野呂山の下にし

(宮島)

て、海濱に居る、鳥飛沛と云ふ所あり、西行法師の歌にタカトミとよめり。〔通志〕

心さすことありて、安藝國一の宮へ詣けるに、たかとみの浦といふ所に、風にふきとめられて程へけり、苫ふきたる庵より、月のもるを見て、

浪の音を心にかけてあかすかな苫もる月の影を友にて、〔山家集玉葉集〕

筑紫へ下りけるに、たかとみと云所にて、みさごの魚取りけるを見てよめる、

夕まぐれ鷺と見つれば荒磯の波間をあさるみさごなりけり、〔散木夫木〕

(川尻)

川尻は、嚴島詣記に神代と事ふにあたる、又治承の高倉上皇御幸記には「彌生廿五日の申の時に、あきの國うましまといふところにつく、これにてみなうしほにて髮をあらひ身を清む、宮島ちかくなりにけりと、きよき心をおこす廿六日午の時に宮島につかせ給ふ」と見ゆ、此馬島は内海の瀬口に在り。

賀茂郡

賀茂郡(カモ)

今面積凡四十方里、五町三十四村、人口十三万、豐田郡の西に接し、治所を西日市に置く、然れども其境域豐田と相出入參錯し、形状太た整はず、今和名抄の賀郡郷境のみを、此下に係く。

(西條郡)

賀茂は類聚國史「延暦二十四年、賜仲野親王安藝國賀茂郡、地五十町」とあり、又續後紀に「天長十年、安藝國賀茂郡人、風早首億人、佐伯寶實、孝養自厚」云々の事を載す、後世西條庄を以て郡號を攝し、大内義隆記に「大永七年八月に、尾子伊豫守、安藝國西條郡鏡山を切取て、引足に備後國和知及九郎豐里が城に押寄す」と曰へり、郡堺の出入紛錯、蓋此際に在り、正保圖は加茂に作る。

按に三代實錄、貞觀元年の條に「笠朝臣宮子、大同元年、配流安藝國、貫賀茂郡凡直氏」の事見え、一説に此地は姓氏錄、笠朝臣は鴨別命之後也とあるに當る歟と曰へり、然とも鴨別は神功紀に吉備朝臣祖鴨別とあり、此鴨を地名とせば、吉備の域内たるへし、安藝に其地を求むるは疑ふべし。

入野郷(ニヒノ)

和名抄、加茂郡入野郷、訓爾比乃。○高山寺本、爾比乃とあるに從ふべし、今の入野(ニフノ)村是なり、豐田郡の所管とす、河内驛の西南に接し、高屋郷と相隣る。

竹林寺(チクリン)

通志云、竹林寺は入野村の山上に在り、篁山と號す、所傳の縁起によれば、此寺は號篁山花王寺とて、天平年の草創所なり、後に小野篁所生の地を以て、改號すといふ、此記文頗年古て見ゆれど、大なね作意多し、何によりて篁の事を云出せるにや、源貞世の道ゆきぶりにも「あきの國ぬたの里を起て、入野といふ山さとを通り侍るに、此所は昔小野篁の誕生の地とて、やがて寺をも小野とも申侍るとかや、大なる山寺あり」といへれは、貞世の時も既に此説ありと見ゆ、寺内本堂並護摩堂十五堂、三層塔、鐘樓寶藏二王門等あり。

(入野)

高屋郷(タカヤ)

和名抄、賀茂郡高屋郷、訓多加也。○今東高屋、西高屋の二村に分つ、入野の西とす、其東高屋の水は東流して入野川と爲り、戸野川に入り、西高屋の水は西流して西條川に入る。

高屋は驛路にあたる、延喜式梨葉木綿の間とす、同書に木綿の上に附とあるは、蓋驛名二字を脱して附の一字を誤り遺したるものとす。

白市(シライチ)

今高屋東村の大字とす。通志云、白市は文禄年間、平賀保弘白山(シラヤマ)に築城の時、其域下に開ける市なり、今に商工相雜る、弘保より四代廣相まで此に居る、頭崎城は白山の別堡にして、大永年中、平賀氏の築く所とす。

通志又云、平賀隆長は出羽平鹿郡の人とぞ、何れの世にや此高屋保を領す、後出羽をば弟惟兼に讓りてこゝに來り、堺村の城を築き居る、惟宗、直宗、弘章、共慈、頼宗、弘宗、弘賴、弘保、興貞、隆宗、廣相まで數世相續く、其間弘保は文龜中に白山の城を築き、後また頭崎の城を築くと見ゆ、隆宗の比より毛利家に從ひしにや、隆宗の子隆藤出雲にて毛利の手に屬せしと見えたり、廣相が子元相幼にして父を喪ひ毛利に撫せられ、慶長移封の時從ひて長門に移るといふ、又案るに、陰德太平記に、平賀隆保槌山の城にありて、毛利吉川に攻られ、衆寡のために自刃し、血氣壯烈切腹の後、辭世を讀みし事を載す、是隆宗の兄弟歟、俗稱新四郎とあり、系圖を按するに新四郎の通稱は多くして、隆保の名は見えず。安西軍策云天文十九年、毛利元就陶と一味の印にとて、大内方の平賀新四郎隆保か籠居ける、頭崎の城へ出張し取結ふ、隆保久敷く城籠難叶、一戰して八月廿七日頭崎の城を退て、西條槌山の城に入、菅田越中守大林和泉守に與しけり。○天文の初め、平賀氏分裂、藏人興貞は頭崎に居り、父尾張守弘保は、二男入野貞景と與に白山城に居る、大内氏來攻、師其麾下と爲り、興貞死し小早川常平の子を以て家督とす、之を新四郎隆保と云ふ。

白鳥神社(シラトリ)

西高屋村大字郷に在り、蓋日本武尊を祭ると云ふ、此社は樂音寺神名帳にも白鳥明神とありて、近世延享年中再興す。

通志云、白鳥宮は天文十二年平賀弘保同隆宗修造の棟札あり、社は山頂にありて、景勝の地なり、此村里には白犬とかはずと申し傳ふ。

阿志乃(アレノ)山は西高屋村大字杵原(キネヘテ)に在り、即市の宿道の經由

したるにや、東西條に見ゆ、山中に寺院の舊址あり。〔通志〕

(山之足)

つくしにくだるに、あきの國あしの山を、雨ふるにこゆるとて、

一たびもまた見ぬ路にまとはぬは雨のあしこそ指南なりけれ、〔[illegible]〕

賀茂郷

和名抄、賀茂郡賀茂郷。今吉土實村、西條町、寺家也、高屋の西とす、此郷は賀茂郡家にして、又國分寺あり、後世東條郷とも云ひ、賀茂の名亡び、其後東西に分ち西條を以て正名としたり。

國分寺

今吉土實村大字吉行に在り、吉行は昔東條郷の寺町と稱したり、國分寺あれば也、延喜式、安藝國々分寺料、三萬束と見ゆ、昔時は藝州一箇の大伽藍なりしならん、今も田圃の字に寺坊の舊名多し、近世は金剛山密行院と小字のみ存し、古蹟を傳ふるも猶るに勝へず、寺僧曰く、國分寺は藝州賀茂郡西國下向、平家追討の時、焚滅せらると〔通志〕

吉行八幡宮

今吉行の露掛と云ふ所に在り、長和二年石清水より勸請すと傳ふ、神輿あり斗拱の内に木簡あり、「大日本國安藝國、東條郷寺町八幡大菩薩御寶池、所領天長地久子孫繁昌、應永二十六年六月吉日、沙彌道佐」と記す。

四日市

今西條町と改む、賀茂東條郷なれど、其後西條莊を以て此村の總名と爲したれば、其莊内の市聚をも特に西條と云ふこととなれる也、四日市今本郡の郡治にして、又鐵道車驛とす、戸數五百。

四日市の旦過寺は、鹽太閤西征の時の御茶なりしと云ふが、今は隔して僅に一小字を存するのみ、〔通志〕旦過とは禪宗の行脚接待の所を云ふ。

西條

莊園名にして、今寺西村に西條東村の字あれば、彼地を本とす、移轉して驛名と爲り、又郡名に假り西條數里の間に渉る、又其莊内の市聚四日市を以て西條町と爲し、鏡山を以て西條城と爲せり。

木綿郷

和名抄、賀茂郡木綿郷。〇今寺西村、川上村なるへし、四日市の西とす、寺西に大字寺家、西條東の二あり。

(寺家)

延喜式、木綿驛あり、今寺家の内にユフツクリといふ地名あり、蓋此邊を驛址とす。〔通志〕寺家とは古代寺院の封邑なるへきも、其所傳を缺く。

造果郷

和名抄、賀茂郡造果郷、訓佐宇加。〇今造賀村是なり、寺家の北にして、一山谷を占む、建武三年五月、源朝臣の嚴島神領寄進狀に、安藝國造果保とあり、又寶德二年不知行書上狀に「造果保、平賀民部入道押領」とあり。

(造賀)

志芳郷

和名抄、賀茂郡志芳郷、訓之波。〇今志和堀村、西志和村、東志和村是なり、造賀の北にして、高田郡三田郷に接す、其谿流又北流して、三田郷へ入る。

建武三年、本國寺造營文書に、安藝國志芳庄「また永德元年七月、左京備太夫の嚴島社造營料寄進狀に「安藝國志芳庄之内、東分方、地頭職」と見ゆ、同社應永四年文書には「志芳庄、大内入道寄進」と記し、寶德二年不知行書上狀に「志芳東分方、天野民部太輔押領」と錄す、周南文集に毛利家臣天野の世系を叙し「民部君諱某、有功綵封食邑于數州、爲賞西奉行、六傳至讃岐顯義、是當室町氏時、去京州始就其邑于藝州志芳、十一傳至民部少輔諱元定」云々。

(志和)

志和堀

四日市の北西二里半、堀とは方言城池の謂なり、天野氏の故墟とす。〇通志云、志和堀村の新城山は、天正頃天野中務元明の居る所とぞ、財崎は天文頃天野隆重の居る所とぞ、東村に生城山と云ふ寨址あり、又天野氏の居る所とぞ。〇大内氏實錄、大永五年夏四月、大内の將陶興房兵野に進む、閏六月、興房賀茂郡に入り、天野民部大輔興定が志芳庄米山城を圍む、先是、毛利元就尼子氏と絶して、我に屬せしが、使を米山に遣はし、興定を諭して、我に屬せしむ、興定其すゝめに從ひ、款を納る、秋八月六日、興房、天野興定と合軍し、佐東兵と志芳東尾に戰ふ、廿七日、志和別府に戰ふ〔古文書及房顯記〕

大山郷

和名抄、賀茂郡大山郷、〇原本大弓とあれど、今延喜式大山驛と云ふに因り之を改む、安藝郡中野村是なり、瀬野村あり、之を大山と云ふ、今川了俊の紀行に見ゆ。

紀行云、今夜は高谷といふさとにとゝまりぬ、又の日はおほ山といふ山路こえ侍るに、紅葉かつかつ色づきわたりて、はゝそ柏などうつろひけり、日影だにもらぬ山中に、谷川こなたかなたに流れめぐりて、岩たゝく音もすゞし、ふし木などのよこたはりつゝ、谷ふかき上をさながらみちにする所も侍、

もみぢはのあけのまがきにしるき哉おほ山姫の秋の宮ゐは。

藝州宗重の銀刀は、大山住某作と銘し、嘉正元年、永正三年、永祿十一年、安政元年の數種見ゆ、累代同名の家とす、〔古刀銘盡〕又「安藝國小春住光世、明德四年」の銘あり、小春今聞かず。

香美郷

和名抄賀茂郡、香津郷。〇原本香津とあれど香美と爲すへし、四日市の南方なる高原は郷名を缺き、其原中に鏡山あり、蓋古へ此四近の村里を統へて香美郷と稱したる也、津字美字相誤り易し。

鏡山

四日市の南一里、御薗宇の西、下見の南なる孤山なり、原中に隆起し、形狀秀麗なり、大内氏の盛時にあたり、此に城き西條城と云ひ、以て安藝を管轄したり、大内家壁書に「文明十年、安藝國西條鏡城、當番

普請法式」の條々又「東西條、七日、請文十九日」とも見ゆ。

（下見）

安西軍策云、大永二年、大内義興鏡山に城を築き、藏田備中守同日向守を籠置たり、毛利吉川武田は尼子と縁者親類なれば、皆尼子方也、尼子經久鏡山を攻んとて、藝州へ發向、先陣は毛利元就吉川治部少輔元經を被賴、龜井能登守を爲檢使被差添、六月十三日、寄手城下を放火し、鏡山の向下見峠に陣を取、元就は城下滿願寺に陣を寄せ、元就連署にて藏田を降伏せしめ、其領地ことごとく元就へ賜る。雲州軍話云、永正年中、尼子經久西條鏡山の藏田備中を討果す、其刻前管領大内は在京して合力不叶、當國も亦大半尼子方に降參す、然處毛利元就、大永年中誓約の義を以て、數年武略を廻し、兩國悉く大内幕下に皈服を進む、因茲尼子一族憤不安、去る天文四年春、再西條鏡山へ推來ると雖、備後國住人山内大和守首道弟豐道と肌を一にして、元就一戰に之を退けたり。

吾妻子瀑 鏡山の南に在り、西條川此に至り瀑布をなし、巖を挾みて左右に分れ、雄瀧高サ八丈、雌瀧高二十八丈、また相合して西南に流る、瀑布の上下共に平流なり、大地此に於て斷層を成して懸水を生ず、其形勢甚た奇異とす、瀧の頂邊に古墳あり、土俗云ふ是れ即吾妻子の墓なり、此瀧に投身して死せりと。鏡山の南方に三條原、石堂原等の曠野あり、池沼亦之に散在し、上古の湖底なりしを推想すへし、鏡山は湖中北偏の一島に似たり。

荒山 今詳ならず、延喜式に見ゆる驛名なり、鹽津字と大山の間の亭舍なるべければ、鏡山の邊とす。

吉川 今吉川村と云ふ、鏡山の西とす、槌山城址あり、天文年中大内方の人々此に據りしを、毛利元就攻めて陷れしこと、陰德記、安西軍策等に見ゆ。

養訓鄕 和名抄、賀茂郡訓養鄕、訓也萬久爲。○高山寺本夜奈久邇に作る、訓養は倒置のみ、香美

の西南西條川の谷を云ふ、今上黑瀨村に柳國の大字遺る、中黑瀨下黑瀨及び板城等の諸村之に屬す。（養字はヤナに假り難し、養奈訓の中略ならん）

黑瀨 今板城（小多田）上黑瀨（柳國）中黑瀨（大多田）下黑瀨（兼澤）迴原の五村に分つ、西條川吾妻子瀧より、二級瀧まで四里許の山谷の總名とす。

西條川 造賀村の山中に發し、南流西條四日市に至り、高屋川を容れ、鏡山の東を繞り、西條高原の諸水を併せ、西南黑瀨谷の峽中に入り、野呂灰峰の二峰の間に、二級の瀑布を爲り、廣村にて海に入る、長凡十里。

安藝郡

安藝郡 賀茂郡の西南にして、海灣に臨み、島山を附屬す、今二町二十八村（人口十五万）を統べ、治所を和庄に置く、然れども加茂郡阿賀町廣村仁方熊野跡村に佐伯郡の能美島は、地形當然本郡に屬す、又廣島市街も本郡の域内と見做すべし。

（安南郡）

今の安藝郡は古の安南郡なり、和名抄に未だ南北の分置を注せず、嚴島社文書長元永承間の國宣に、安南安北見ゆ、正保圖に安南郡當に依る、寬文年中、郡名復古の擧あり、安南を以て安藝郡と爲す、後世之に仍る。

野呂山 西條川の下游東側に峙ち、灰峯と相並ふ、山の北は黑瀨、東は内海、西は廣村、南は仁方なり、直高八百十餘米突。

通志云、野呂山は前後の二嶺ありて、前嶺最高し、榮花物語にのろのろしきと云ふ言見え、此山天表に透迤として、奇峻ならさるより名つくるにや、舟人は安藝の鍋蓋山とて、海上より望みて方位を辨し、陰晴をトすとぞ。

仁方 今仁方村、賀茂郡に屬す、野呂山の南麓にして、海峽に臨む、之を箱迫戸と呼ふ、島嶼は蒲刈なり。仁方とは新鹵の義なるへし、其濱に鹽田を開く、又西廣村との間に白嶽と名つくる一峰あり、海上に突出す。

廣 今廣村と云ひ、賀茂郡に屬す、人口一万四千、西條川の委口にして、野呂山の西南麓とす、田野斥鹵共に廣し、其斥鹵を長濱と云ふ、其海灣を廣浦と呼び一海驛を成す、源義滿嚴島詣記日呂と錄す。

（寶瀧）

廣村の北に、西條川瀑布を成す、寶瀧又は二級瀧と云ふ、二層に落つ、高三十四丈七尺、幅七間、

藝之東、山勢繞環、與海相出入、農蠶雜居、稻魚之利、生齒之繁、甲於諸郡、而廣邑居一焉、邑之水注海、海口沙淤、積成廣斥、因而隄之、以爲田、鹹鹵沮洳、蘄化爲腴者數處、其最新成曰彌生新田、成於邑里正多賀谷翁宗視、翁曾助其父、開田三區、今役最大、鳩工於文化辛未二月之季、告竣於其三月有閏焉、役夫每日率二千、爲夫總十二万人、得田三十九町。（山陽文稿）

阿賀 今阿賀町と云ひ、賀茂郡に屬す、廣の西一里。海濱の大邑なり、吳和莊と山脊を分ちて其東とす、灰峰其北に峙ち直に吳鎭守府の背に居るを以て、今軍港所帶の境域と爲る。（阿賀、廣、仁方等は舊安藝郡船木鄕の中なるへし、通志に阿賀に香賀松あれば、此は和名抄賀茂郡香津鄕なるへしと云へるは、採り難し）吾藝阿賀浦、居民築山、溪水流注于海之處、濶爲平灣、近歲潮水淤塞日廣、翳爲水草蕃莽之地、而里人講墾開之利、聞官允論、乃濶而塡之、今之彌望井井然者是也。（春水文稿）

猫瀬戸 水路志云、仁方灣は猫瀬戸の北側にあり、其灣内水深し、灣の北方三海里に野呂山あり、其高さ二、七〇呎、頂稍凸形を成す、舟人は之を鍋蓋山と呼び、近海より望むに甚顯著なり、猫瀬戸は、陸岸仁方と下蒲刈島、其最狹の幅五鏈半、其水深は三十尋乃至六十尋にして、内海に於ては最深の部に屬す、此瀬戸は、尾道より柳の瀬戸に入り、隱渡瀬戸を經て、呉廣島に往復する小船の經由する所なり。

至竹原、赴廣島、
來路遙遙有海暾、心期明日見慈尊、朝煙漸散波如織、柔櫓搖過猫子門、　山陽

蒲刈島 猫瀬戸の東南にして、二島に分つ、蒲刈島村と云ひ、戸數二千、其東は豐島大崎島に連なる。大内家壁書に「從山口分國行程日數、安藝國蒲刈島六日、日高島七日」とあり、又源義滿嚴島詣記に「屋代島より廿五里ばかり漕きて、安藝國かまかりに、御舟とゞめらる、黑島とか云所也」と見ゆ。

(日高)

下蒲刈は仁方の直南にして、方三十町許、其南に黑島あり、大小の二に分れ、方八町許、下蒲刈の東に三之瀬浦あり、其東は上蒲刈にして、相去る百間餘、上蒲刈は東西二里南北二十町許、山峰高峻なり。(通志に、蒲刈は日高庄と曰ふ、舊名瀬戸島にや、海東諸國記に、安藝國瀬戸と見ゆと述ぶ、然れども瀬戸は此にあらず、周防國に在り)

三之瀬 下蒲刈島に在り、島中の首里とす。通志云、三瀬には哨堡あり、館舍ありて、舟師滯遏、東は備後鞆津まで二十里、西は周防上關に至る廿里、本藩の海驛とす、故に士一員を置き、官使の往來、列侯賓旅の接遇の事を司らしむ、韓人來聘の時も此を要所とせり。○水路志云、蒲刈島の三之瀬瀬戸は狹隘且潮流強きを以て、經驗ある者の外は通航せざるを善とす、但し此瀬戸の西濱にある三瀬村、今其對岸の向浦に於て石灰の産出繁盛なるが爲め、小船の寄泊するもの多し。

安藝灘 安藝の南方なる海路にして、其南界は伊豫の三津濱と周防の大島瀬戸との間に横たはる一連の島嶼に由り、西界は周防の陸岸に至り、北界は安藝の嚴島より蒲刈大崎の諸島に連り、東界は宮埼(伊豫)大下瀬戸の邊に至る、灘の西北に呉灣廣島灣あり、瀬戸内海の本航路は、灘の東部釣島海峽より、來島海峽并に大下瀬戸を通過す。

安滿鄉 和名抄、安藝郡安滿鄉、訓安萬。○今倉橋島、能美島等の島嶼を云ふ、海部の邑落なり、治承三年十二月、三位中納言平朝臣(清盛)の署名を以て、八條院領安麻庄の當物を、嚴島社に納むる、願文あり、又翌四年八條院廳の下文を以て、安麻庄を神領に進め、其本年貢は高野山寶塔へ舊の如く納れらるへき旨を仰せらる、(通志)即此島鄉にあたる、高山寺本に「阿滿、訓阿末」と載せたり、後宇多院御領目錄には安摩庄とあり。

倉橋島 蒲刈島の西、阿賀廣浦の西南なる大島にして、能美島と相接し、呉灣廣島灣の屏障を成す、面積凡四方里。
此島は一島にして三村に分れ、各村島を以て自ら號す、即南偏を特に倉橋島村と云ひ、北偏の西面を渡之子島村と云ひ、北偏の東面を瀬戸島村と云ふ。

本浦 倉橋島の南偏にして、今倉橋島村と云ふ、舊名長門浦と云ふ。通志云、倉橋島の本浦に、小松原あり、万葉に見ゆる長門浦は此にして、松林飛泉などを詠せる景趣、今にのこれり、彼集に「從長門浦、舶出之夜、仰觀月光作歌」云々、また

(長門島)

安藝國長門島、舶泊礒邊、作歌五首、
我いのち奈我刀能之麻の小松原いくよをへてかかむさびわたる、
礒のまゆ瀧津山河絶えずあらば又もあひ見むあきかたまけて、
など載す。

(火山)

本浦の西北にわたりて、峻嶺横亘し、直高四百五十米突より四百八十米突に達す、其一峯を火山と呼ぶ、即上世の烽燧の跡と云ふ。通志云、倉橋島は古より船匠多く、今に大小の船隻を造る、遣唐入韓の昔には、其使船を安藝國に命して造らしめられしこと、史策に見ゆ、其當時の造船も此島民の業にやあらん、推古紀に、安藝の[illegible]木にて造船の事見ゆ、火山の樹にあらずや、推古紀「二十六年、勅遣河邊臣、於安藝國、令造船、使得好村、將伐時、有人曰、霹靂木也、不可伐、河邊臣曰、其雖雷神、豈逆皇命耶、多祭幣帛、遣人夫令伐、則大雨雷電之、爰河邊臣按劍曰、雷神無犯人夫、當傷我身、而仰待之、雖十餘霹靂、不得犯、河邊臣即化小魚、以挾樹枝、即取魚焚之、遂修理其舶」とあり、今其地定かならず、此島昔より打船匠ありて、今に至りて盛に其業を傳ふ、土人云昔は此山に大樹多くして、即船材に採り官船を造るさ。

鹿老渡 本浦の東南一里半、島の南端なる岬角に在り、一港を開き、東北に向ふ、又西面に鹿島あり、其間にも舶舟すへし。通志云、鹿老渡は享保年間、始て家を移し市を成し、今一海驛と爲る、或は說くカラウドは韓泊の訛れるにて、此地は周防洋の口にあたれば、古へ韓國往來の船どもの、繫泊せることもありしならん。○鹿老渡は古言韓櫃と相通ず。

鵜の首といへる所を出てまかるとて
たゝ居る鵜のくひよりこき出てて心細くもなかめつるかな、(散木)

今倉橋島の東方の岬角、異形にして鵜首の狀ありて、之をば俊賴の航海の頃にも望みてよめるごとし。

春夜泊賀島　賴　杏坪

扁舟夢亦在煙霞、孤客喚鴎別海涯、半夜雨來竹樹露、三春波映一洲花、竹樓近社尋無主、樵徑漁汀見有家、此遊無端發歸思、杜鵑啼斷月西斜、

渡之子（トノコ）

今渡之子島村と云ふ、倉橋島の北偏、西面の海村とす、其能美島との間の狭水道を、早瀬（ハヤセ）瀬戸と云ひ、呉灣の南口とす、故に現下この瀬戸の西南なる灣口も、呉軍港の域内とす。

（早瀬）

瀬戸（セト）

今瀬戸島村と云ふ、倉橋島の北偏、東面の海村也、其御塔（オンタフ）の瀬戸に臨むを以て特に此名あり。此村の東南なる灣を波多見浦と云ふ、嚴島社仁治三年文書に、波多見浦の官吏が衣田（エダ）島の解文に署判を加へたるもの見ゆ、又鹿苑院嚴島詣記に「日呂、久禮、畑見、かまかりの迫門」と載す。

（波多見）

御塔瀬戸の西側に小港ありて、市街を成すもの、即瀬戸町と云ふ、本島の北端にあたり、陸岸警固屋（ケゴヤ）村と相對す。○筑紫紀行云、瀬戸町は小港にて、人家二百、南より東へ向け立續けり、寺三四箇寺みゆ、昔平相國清盛嚴島の御神を拜まむと祈誓ありしに、明神大蛇と化して見えさせ給ひければ、相國恐れたまひて、東の方に漕戻させ給ふに、折しも向ひ汐にて、船のぼりがたかりしかば、相國怒り給ひて、舳先にたちて海上を疾視給ひしかば、汐逆に上のかたに引くとなり、さるによりて此迫門の一名を、にらみの迫門ともいふと、例の船人は語れり。○西遊雜記云、相傳ふ、音戸の瀬戸は、平相國清盛の白眼（ニラミ）の潮と名付て、汐のさし込む時に少し潮の高くなることあり、是れ塔もなき義なり、此海邊にありし古墓をさして、浦人清盛の墓と稱す、尤も風景よき所にて、廣島侯よりの番所も立て、町も三百餘軒、漁家交りの所なり。

御塔門　　　頼　杏坪

海山斗截寶刀工、入道平公鑿功、一睨千年今尚在、怒潮却退万帆通、（原注云、毎潮汐方來、當平潮不進、謂之平公睨潮）

舟宿晴門　　　頼　山陽

篷窓月暗樹如煙、拍岸波聲驚客眠、默數浮沉十年事、平公塔下兩維船、

御塔門　　　梁　星巌

連山中斷一江通、禹鑿隋開豈讓功、薄夜潮聲奔萬馬、平公塔畔月如弓、

過御塔門　　　長　梅外

一別妻兒出故山、片帆風浪暗消魂、非常愁感英雄跡、四十憐渉御塔門、

御塔（オンタフ）

瀬戸の濱に在り、俗に平清盛の塔と云ふも明證なし、但し瀬戸を御塔と呼ふは、全く此石による、後世音戸、穏渡等に作るも、原つく所は此に在り、御塔と云ふべし。○通志云、御塔迫門を平公開通したりと云ふ事は、國史に見ゆるなし、然れとも土人の所傳にして、しか云ふのみ、土門の口に石塔あり、塔凡四層、高六尺、基壁方一尺六寸、この塔を寶篋印塔とも、又平公追福の塔ともいふ、因りて御塔の名起る。○按に平清盛は曾て安藝守に任し、嚴島神を崇敬したり、又太宰大貳に任し、内外の貿易、海路の交通を計畫したることし、此迫門の修造（創開にあらさるへし）につきても、勞功ありし歟、史書明徴なしと雖、土俗の所傳と形情の如何に考量を要す。

平公塔　　　頼　杏坪

平公山日勞如雷、一日劈山舟路開、波上空留三尺石、江人夜々點燈來、

能美島（ノミ）

倉橋島の西なる大島にして、江田島と地頸を以て相連接す、面積凡三方里、今三高（ミカワ）村、沖村、中村、高田村、鹿川（カノカハ）村、大柿村、深江村、飛渡瀬村の八と爲り、佐伯郡治に屬す。

乃美庄は後宇多上皇御願目録に載せ、又高野山の上人料たりとの徳仁二年廳宣、并に同後三年當時不知行の由の注文、寶簡集に見ゆ、安摩庄と相分れて各一庄を成したるを知る。○大内家壁書に「從山口分國行程日數、安藝國能美島四日」と見え、又豫章記に「貞治二年、河野通堯落城によりて、中村十郎左衛門尉久枝北方の所縁たる故に、六郎通堯を能美島三吉浦に奉送、通堯は能美嚴島雨所に御滯留也、其比鎭西征夷大將軍吏部親王御座間、可參之由被申入處、無子細之旨被成」とも見ゆ、伊豫海賊衆の寓止したるは、島形勢の當然を億ふべし。又陰徳記云、伊豫海賊衆へは、周防の道入道より使者を以て、合戰勝利の後は、能美莊橋を始め此邊の六箇所警固に充行へしと云送らる、元就も同しく云送らる云々、海東諸國記云「甲申年（我寛正五年）遣使來朝、書稱安藝州海賊大將藤原朝臣村上備中守國重、受圖書約歳遣一船」これ即能美黨知の伊豫衆歟、永祿天正の頃の乃美兵部丞其子少輔四郎は、秀吉中國經略の時、其誘誘をうけし事あり、後故ありて此を去り小早川家に仕へ、子孫萩本に在りとぞ。

近日筑前守出陣付、御内證蒙仰、近比御分別不及是非候

一　安藝周防長門事可被參候、并黄金五百兩是又無別候

一　兒島の儀は備前州内に候間、不成候、

一　御約束無御同心者、其許御一人御請之旨可然候、左候者右之三箇國之内、何れ成共、貴殿望之所、一箇國可被參事

一　金子百枚可被參候、彼國御手に不入間、其島無別御取可被成候、何も御返事急度可被御越候、（中略）

三月十七日　　　孝高判　正勝判

乃美少輔四郎殿

中村（ナカムラ）

能美島は中村を中央とし、其西北を西能美と云ひ、東南を東能美と云ふ、西は山峰高峻ならず、田宅共に多し、東は早瀬海峽に至り、特起四百三十米突の雄峰あ

り。

（大黒神島）（那沙美島）

東能美の西南に島山あり、大黒神島と云ふ、標高凡四百四十米突、實に廣島灣口の一障壁たり。周防洋より諸島海峽を經て、安藝灘に入れば、大黒神島と阿多島の間より、廣島灣に進口すべし（那沙美島は西能美の北端と、廣島の間にして、倉橋島灣の灣口にあたる、此邊今規定せられて、呉軍港の所管内とす、嚴島の彌山其西側に聳え、津門二道に分る。

飛渡瀬

東能美の一村にして、江田島の地頸にあたる、其地頸を挪超とも舟越とも云ひ、海潮南北に走るべき形狀あり、土人の說に、昔は潮水走りて、飛渡瀬と呼ひしを、後世全く淺せて、陸地を生し、能美江田の二島を連接すと。

江田島

能美島の東北にして、地頸を以て相連接す、呉灣の西側を成し、北は廣島灣に至る、今江田島村と云ふ、面積一方里餘、人口一万二千、其首里を本浦と云ひ、西面して内灣に臨む、内灣の北に津久茂島あり、沙嘴を以て本浦に連接す。

江田島は今呉軍港の中心にあたり、其本浦に海軍兵學校あり、呉と相表裏して、斯の江山の形勝を制為す、實に我瀬戸内海の鎖鑰と謂ふべし。

嚴島社文書、仁治三年衣田島の公文職紀宗の殺害を訴へし狀に「安藝國安摩御庄内、衣田島庄官百姓等、謹解申請文事」と題したり、古へは衣田に作れるを知る。

（衣田嶋）

穏渡瀬戸

安藝灘より呉灣に通する水道なり、倉橋島の北嘴と陸岸警固屋村の間とす、御塔また隱戸音戸にも作る、名義御塔を參考すへし。

鹿苑院嚴島詣記云、おんどの迫門といふ、瀧の如く潮はやく狹きところなり、船さもおし落されしさ、手もたゆくこそめり、

ふな玉のぬさも取あへず落瀧つ早き汝瀾をすきにける哉、

豐嶋などおしすぐる程に、また夜に入て、子の時ばかりにいつくしまに着せ給ふ。○綏西遊記云、安藝國隱戸の瀬戸と云ふ海あり、此は國の南へ島山遙に突出て、六七里海上に出てたり、其島山の陸地に連る處甚た細ければ、其山を穿ち切通し、舟の通ふ海路を新に造りし也、人力を以切開たりしことなれば、南方の岸迫り居て、其間の潮行甚急にして、舟人の恐るゝ所なり、昔平清盛安藝守にて、此國に居給時、舟にて毎度往來に此所に至り、出嶋の山にささへられ、遙の南の方へ廻りて、十里餘も海路遠くなれば、此處を通り給ふ度毎に怒りて、此の出嶋の山を切通し、舟を眞直にやるへしと下知し給ふ、人皆此事人力の及ふ所に非さ恐れしかさも、清盛の下知止難く、數萬人の力を以終に陸地に連る所を斷切て、舟の通ふ海を造りなせり、其後は數百年の後も、其恩を崇りて舟路近く往事を得る也とぞ、余兵庫の築島を見て、清盛の志の大にして遠なることを感し驚きしが、又此事を聞て、一世に威を擅ひ給しも、其敵なきに非りしさ、其世のことまでを思ひやりし。

船頭かわいや、おんどの瀬戸で、一丈五尺の櫓が弱る、

（藝州俚謠）

船木郷

和名抄、安藝郡船木郷、訓布奈木。○今呉和庄町及び庄山田、阿賀等の村落荘峰の麓なるへし、庄山田村に船木と云ふ地ありと、通志に見えたり。船木とは上古造船の村を採りし地にして、今此地に僅船の大廠を置かるゝも、偶然と謂ふへからず。

警固屋

今警固屋村と云ふ、穏渡瀬戸の東北岸にして、呉和賀の南とす、警固とは古代衞戍の名にして、太宰府に警固を置かれしこと、史冊に昭々たり此なるは中世の事なるべけれど、亦安藝海上の警了節たることと想ふべし。

通志云、警固屋村此は要害の地なれば、兵を置して海警に備へられしにや、一説に毛利家の時々備へり、又安藝國平公御塔の海峽を開かれし時、食物を置かれし所とす、故に食小屋とは曰へしと。○按に毛利[illegible]の頃、藤原賞に警固船を命せられしこと諸書に見ゆ、此警固屋も必定其時代の名目なるべし。

呉

（和庄）

舊庄名なり、今和庄町、宮原村、警固屋村、庄山田村、吉浦村の五に分つ、其中央の市街を和庄と云ふは、鎮守府の所在とす、艦治も此に在り、人口二萬、海田市の南、山路四里、宇品の南海路十海里。（佐世保二二五海里、神戸一五〇海里）

鹿苑院嚴島詣記に、久礼の名見ゆ、曰く御舟出させ給ひ、三津風早、山地（臨イ）内の海、かうしろ、寶、呉、畑み、かまかりのせと、かやうの浦々過させ給へり、此國のたか谷といふもの舟にて參りたり、大内左京權大夫たそくまおるよし仰せらると聞ゆ云々、又大内家文書「從山口分國行程日數、安藝國呉島五日」とあれば、此地を島山と見做したりし情態も想ふへし、通志に、新古樂記に、船材を産出し、安藝の榑とあるを援證し、呉庄は上古より榑を以て地名に呼ひしならんと述へたり、實にころとうけがはる。

呉鎮守府

本府は第二海軍區を管す、（紀州楠か崎より以西、内海及び四國の海南、九州の東海岸）又佐世保鎮守府の設置まて、長門以西、山陰道北陸道、越中以東の海面を兼管す。廳舍廠舍の設、法の如し、明治十九年創置。

呉軍港

安藝灘の北にして、嶋嶼を以て四面を塞き、西北は廣島灣に連接す、水道は東南に穏渡あり、南に早瀬あり、西北に那沙美あり。○本港には亦要塞の設備あり、其他兵器廠は廣島師團の所管とす。

宮原

今宮原村と云ふ、和庄町の南に接す、鎮守あり長門

龜山八幡、又は姫島明神と云ふ、初め姫島の神を祭り、後に龜山より勸請せしにや、天文三年甲子回祿にかゝり、同十七年戊申、山本房勝岡入兼信重造す、小早川氏より田三段を寄附す、社に土佐光重が繪馬あり、樂音寺古神名帳に安南郡姫島明神及船居明神あり、蓋是也。(通志)

(吉浦)

和荘町の東北を河原石(カハライシ)といふ、河原石の北を吉浦(ヨシウラ)と云ふ、吉浦は江田島に對し、別に一小港を成す、河原石は軍港中、客船來往の埠頭とす。

灰峰(ハヒガミネ)

呉軍港の東に特立する峻峰なり、標高七百八十米突、野呂山と相連り、安藝灘より之を望む、双耳のごとし、西麓に庄山田、燒山(ヤキヤマ)、本庄等の村落あり。

燒山(ヤキヤマ)

今燒山村と云ふ、和庄の北二里、本庄村と共に山谷の間に在り、和名抄養濃郷の中なるべし、舊庄名を詳にせず、栃原(トチハラ)、苗代等の大字あり。

養濃郷(ヤノ)

和名抄、安藝郡養濃郷、訓也乃。(原書濃は濃の誤とす、今矢野村、坂村、横濱村、大屋村及燒山村等是なり、船木郷の北にして、海田市の南とす、矢野浦は嚴島社仁治三年文書に見ゆ。

(矢野)

南山巡狩錄云、建武二年、安藝國に於て、熊谷四郎三郎矢野城に籠り官軍に屬したりける、是を聞て足利方なりし吉川經盛、しばしば軍勢を率し此城兵と合戰をとけ、三年十月に及へり。○通志云、保木城は矢野村にあり文安二年、野間掃部頭能尾張より來り此所に拠守す、曾孫隆則に至り、天文頃毛利氏に滅さるといふ、陰德太平記に、建武年間、熊谷四郎次郎矢野城を守ると見えたり、されば野間氏は其古城に據りしなるべし。

坂(サカ)

矢野の西南にして、横濱と接す、共に海田灣の沿岸とす、南山巡狩錄に矢野坂井に宮軍蜂起の事を錄す、此なるらん、曰く、正平九年、安藝國に於て、坂の城をはじめ處々の宮方となりて、武家に背くものあり、吉川駿河守經秋再びこの城々を取戻したりしかば、足利義詮吉川が軍功を賞美せらる。(吉川家譜)

熊野(クマノ)

矢野の東、瀬野驛の南なる山谷にして、今熊野村熊野新村の二と爲る、其溪流は北流して瀬野に至り、西南流して海田市の海へ入る。此郷は古の賀茂郡大山郷の地なるべし、近世は熊野郷と云ひ、其大神の祠あり、一說に橋賀村と唱へしと。(通志)

瀬野(セノ)

今瀬野村と云ふ、四日市海田市間の鐵道車驛とす、驛東の分水嶺を瀬野峠と云ひ、賀茂郡と相分てど、此地古は賀茂郡に屬し、大山郷と云ふ、瀬野峠は其大山なり。

通志云、三代實錄に載せし安藝國生石子(オホシコ)神社は、今瀬野の下村中田と云地に在り、石二枚を以て神躰とす。今川了俊道行振云、大山こえすぎて、瀬野といふさとあり、こゝも皆山あひの細路なり、駿河の宇津の山のおもかけぞうかべる。

驛家郷(ウマヤ)

和名抄、安藝郡驛家郷。○今奥海田(オクカイダ)村并に畑賀中野等にあたる歟、延喜式に安藝驛と云ふ安藝郷の分地とす。

宿海田驛　　茶山

東庚山始斷、城近讓人煙、匪由蓄諸闘、江灣拄嶠田、僉郎供帰遣、閒管無官物、一宿津亭夕、潮鳴客枕前、廿七日、踰背野山、山不甚險、入甲正宅、楝宇宏壯、須加川環宅、奇井近前、蒼々峡崖、午間少休、海田驛一里、勢張華、背海面山、巨石隆起、磐臥側立、若薜約蕪、遙徴雨毿々、雞嶺緩原、斷松夾路、入廣島府(文政六年溫山紀行)

海田(カイダ)

今海田市(カイタイチ)、奥海田及ひ船越の三村に分つ、海田市は廣島灣の支港に臨み市聚を成す、本來斥鹵の地なるを、近世開きて驛舍と爲しゝ也、與和庄町に通する山道は、此より南に入る。(後宇多院御領目錄に、安藝國開田庄とあるも此歟)

(海田市)(海田灣)

海田灣は廣島灣の一支にして、宇品港の東北に深入し、尚二分し、一は瀬野川の河口と爲り、一は府中川の河口と爲る。其灣岸の地、往時は皆淺水にして、散在の丘陵は皆島嶼なり。神武天皇東征の時、舟師を此灣内に駐めたまふ、其行在を埃宮と稱す、埃は江の義にして、此淺水を江と唱へしに因る。今宇品の埠頭より、府中までわつかに小船を行るべし、凡三海里。(按に此内灣は、數十年の後に至らば、全く陸地と爲り、海田府中より、横濱金輪宇品まで、一面の廣野に化せん)

了俊道行振云、暁日かひだとかやいふ浦につきぬ、みなみには濱山かさなりたり、ふもとに入海のひかたはるばるとみえ、北の山きはに所々家あり、こゝに廿日はかり、とゞまりて、長月の十九日に嚴島にまうで侍る。(かひた即貝田にて、名義は牡蠣を造るを云ふ、北山際の人家とは即府中を指す)○陰德太平記云、陶入道全薑、宮島台戰の時、先つ毛利か城を攻められんと軍議あり、吉田の地に攻入ん時に、己斐口を行か、垣田の方より押入かの難易を論じ候に、己斐口より攻入むには、三入の高松の城に熊谷伊豆守信直楯籠て、無二の毛利方にて候、信直將兵の器を相兼ねたる勇者にて、而も城險難の地にて候へば、攻るとも容易く陷る事候はじ、又鼷島の城を攻め取られ、彼所を傳への城とし、それより垣田へ押入給はんには、仁保島の城は指をも差候まじ、十に八九は明退にて候はんず、さあらば垣田より吉田へ押入給はんには、吉田迄は敢て遮る者候まじ。

(貝田)　(垣田)

仁保島(ニホシマ)

海田市の西、府中川の西岸なる一島なれど、近世其西北は廣島の比治(ヒヂ)山に連接し、全く陸地と爲る、今仁保島村と稱し、向灘、金輪島、宇品島、似島等之に屬す。

(國府總社)

陰徳記、大永四年、大内義興仁保島を取ること見え、城塞ありし所也、樂音寺神名帳には、安南郡鎭保亦明神を載す此島の神とす、向灘は仁保の東なる一島にして、今海田市の地に連接す

安藝郷

和名抄、安藝郡安藝郷、○今府中村幷に中山村、温品村なるへし、海田の西北にして、五社宗山の西南麓とす、海岡は府中川の末に添り、猿猴川に至るも、其以北は全く平川とす。

府中

今府中村と云ふ、廣島市の東一里、山を負ひ江海に臨むも、水瀨を去る半里程とす、蓋上古は全く水瀨の浸潟なりしならん、卽國府の跡とす。

安藝國府は、和名抄「國府在安藝郡、上十四日下七日、海路十八日」延喜式「安藝、上遠國、管八郡、流移人配處、安藝爲近流、去京四百九十里」と見え、後世其府政は廢絕したれど、今に國府總社存す、又埃宮址、多家祠等の故跡あり。○嚴島圖會云、國府總社は府中村に在りて、今所擬社と同所とす、府中上卿田所氏とは府中村に住て、嚴島社二月十一月祈年祭奉幣のことを掌れり、祖先は佐伯某、昔推古天皇の御宇より、此國に住めるよしなれども、消たる上世のこと故に、典籍の徵とすべきなし、延喜年中に佐伯賓陳といふ者あり、是れより今に至て三十六代血脈相續すといへり、然れども仁平記錄は、文永二年、不慮の祝融の災に燒失せしかば、つまびらかならず、たゞ餘燼の逸書によりて、その大概を記すのみ、久壽二年に、佐伯朝某大番にて上京し、元弘三年に、後醍醐天皇隱岐の島より伯耆の船上に御座ありしとき、御方として佐伯七郎共出で參りしかば、當中將を以て叡感の綸旨をたまへり、正平六年には、南朝へ軍忠を勵みしによりて、當國河戸村を兵粮料としてあてたまはれり、其後世々田所職をかねて、本務の奉幣は更にもいはず、公家一方の幕賞ともなり居たりしかど、大内氏當國兼併の後其家衰へたり」○通志云、府中總社は、田所氏文書、應安年間の免田帳に見え、又當社の中に、阿岐國地主神幷に風伯神楫檝神等も祭られしと雖、後世之を詳にせず、昔は供僧もありしにや三昧堂存す。(按に地主神と云ふは、安藝郡彥神にして、風伯神楫檝神と同しく三代實錄に載せたり)○又云、田所氏の祖、佐伯信兼の弟石井源七郎末思は、元弘の亂に官軍に屬し、湊川に戰死す、其古證文存す、又寬治五年田所執事請狀、及び同年の廳宣に「田所總大判官代、三善兼信同祖父信職」とあり、又保安三年田所職讓與解文に「田所總大判官代藤原朝臣兼信、同男經兼」とあり、建久九年國發田解文に「田所大判官代散位平兼貞」とあり。○按に田所氏の祖先は佐伯姓にや、藤姓平姓三善姓混亂し、稍詳にし難しと雖、正しくは佐伯姓にて、國造大領の後なるへし、又三宅氏とも稱し、嚴島神主と一族の中なり。

逢古府、過田所氏、　虎山

秋風吹落葉、隣我叩柴門、喬木經千載、故家墟一村、衣冠非昔日、烏雀又黃昏、淡兼延元歲、依稀字尙存、

嚴島道芝記云、國府上卿三宅氏は、國府に住み、嚴島兩度の祭に、奉幣使代を勤む、收使代とも云ふ。

多家神社

府中村に在り、三代實錄「貞觀元年、安藝國多家神授位」延喜式、安藝郡の名神大社なり、今三宮と稱し、其神主を大吞氏と云、社をも大吞と呼ぶ、近時多家をタケと訓み、古事記多祁理宮は卽此なりとも說けど、採り難し。

書紀通證に「安藝府中總社、所祭素戔嗚尊、大己貴命、神武天皇三座、傳云是埃宮之舊址、式多家神社」と曰へるは大に誤れり、總社と多家は本より異祠とす、其素戔嗚尊を擧くは、神代紀安藝國可愛川上を此に附會する者のみ、古事記傳には總社と多家社を混同しながら、尙多家は意富能美と訓むへし、多祁理にあらずと述へられしは頗る善し、神祇志料に多家社の舊を多計之下と字し、社をば意富能美と唱ふ、正しくは多計なるへしと云ひ、通志にも古事記多祁理は本義ならずにて、理は祁の傳へたる音歟のみ、上古竹以て假宮を營みたまへるにやと云ふ。○今按に、多家は古言三宅と同しかるへし、又大家と云ふにも同し、宣化紀に「遣新家連、運新家屯倉之穀」とありて、新家とは新開きの屯倉にあらずや、大家の鄕名は、大和紀伊備後等に在りて、三宅の屯倉と同義なること、世に異論なきごとし、さて此多家も古代の屯倉なりと論斷せらるゝ因由は、此地は神武帝の駐蹕の形勢にして、又國府の要地にあたる、古代屯倉の在りしことも物の當然なり、且安閑紀に、

(過戸)

廬城部連枳莒喩女、幡媛、偸取物部大連尾輿瓔珞、獻春日皇后、事至發覺、枳莒喩以女幡媛、獻采女、幷獻安藝國過戸廬城部屯倉、以贖女罪。

とあり、過戸舊訓コシベとありて其地を知らず、(同名越部は播州に在り、廬城部は本州佐伯郡に在り)又備後の勝年部勝頻の屯倉を、和名抄安那深津の二郡に各大家郷と擧けたる例を以て之を推すに、過戸屯倉は必定この多家神社の邑とす、大家、多家、其名尙相通しく戻らず、こは實にこそと想はる、文字の上より多祁理に類似すればとて、埃宮址と云ふは決して信すべからず、况んや彼大吞神主は田所職を帶ひ、其證千古の後まで墜さたり、彼れその昔過戸の屯倉の田司なれば、神事を兼ねつゝ、三宅氏又田所氏と云ひ、かくは永くも其職掌をうけつぎたるなれ、鄕名同考に土佐國安藝郡に多氣社あれば、此地の多家も多氣に同しかるへしと論せらるゝは、固より採り難し、天子の行在又は皇居の跡に、同名の官社の在る例なく、又其天子を其故跡に祭りたる例も、古代に見えず、尙世の識者にまつと云ふのみ。

多祁理宮址

今詳ならず、蓋府中村に在り、通志に多家

社は即宮址を神祠に轉したるにやとも述べたれど、又府中八幡宮は松原八幡とも、別宮とも稱す、建仁文曆年間の文書に已に此神祠見ゆ、此祠の境内にタケイ社と稱へ來る者あり、未た其來由を詳にせず、然らは府中八幡は多祁理の地に當り、宮址も即其邊にや、多家社の邊にも多祁下の字ありと云へは、多祁理は府中の村内に外ならず(一說、伊都岐島を神武駐師の跡と述ふ)

(埃宮址)

古事記云、神倭伊波禮毗古命、於筑紫之岡田宮、一年坐、亦從其國上幸、而於阿岐國之多祁理宮、七年坐。按、神武紀の「至安藝國、居于埃宮」とある埃宮は、多祁理宮に同し、古訓エとよみたり、多祁理の南方は往時江濱なりしこと、海田灣安藝郷の下に曰へるごとし、其江濱なりを以て、埃宮とも稱しけん、然るに古事記傳に埃宮の埃は陖又は埃の字の誤にて、多祁とよむへき者か、多加と通ひて嶽と云ふも高の意なりと注す、(之に加ふるに、此の陖宮は高宮郡にして、可部歟、可部は可愛の說なれは、陖にはあらで、埃宮なるへしとも注し)極めておぼつかき考按なり、決して依用すべからず、一書に府中川、一名榎川と云へり、榎は埃に同し、又旁證に供ふへし。(書紀通證云、府中總社邊、有川、曰埃書)通志云、埃宮は江宮の義なり、今其蹟を失ふと雖、府中の地なるへし、多祁理宮に同し、高宮郡可部に其舊址ありと傳ふれど、可部は和名抄安藝郡漢辯郷にして、古くはアヤベとよむ、可愛もしくは埃と同しからず。○又云、安藝國水分神、三代實錄に見ゆ、今府中村仙原に在り、文化年中、祠官田所氏水分祠の傍より壺を掘出す、中に青黑の圓石を藏めたり、仙原の山中は怪石洌泉ありて、幽閑の境なり。

大内氏實錄云、大永七年、陶毛利天野益田四家の兵を合せ、安南郡世能鳥子城を圍む、三月、鳥子城降を乞ひ、城主野村木工允切腹、(房顯記古文書)是四月七日、安南府中城を攻む、五月五日、府中城に戰ふ、六日、府中城の西岡屋を拔く、八日府中城に戰ふ、十二日又戰ふ、十三日、武田兵府中城に來援し、松笠山を襲ふ、逆戰これを佐る、三十日、佐東郡久村に戰ふ。(古文書)

溫品(ヌタシナ)

府中の北なる山村なり、府中田所氏文書に、建久九年「開發、安南郡、溫科方冬原」などと載す、即此とす、相接して中山村あり。

五社宗山(ゴサソウ)

府中溫品の東北嶺にして、標高六百六十米突、廣島城近東の鎭と稱す、一說此山古記に御山莊山(ゴサソウ)に作り、故府に近ければ、國司の山庄などありたるにやと云ふ、附會の嫌あれど、名義詳ならねば附載す。

矢賀(ヤガ)

今矢賀村と云ふ、廣島市街の東郊に在り、一說、和名抄安藝郡養我郷は此處と云ひ、又驛家郷は此驛とも云ふ。驛家はウマヤを正訓とすれど、エキケ又はヤクカとも云ひしにや、通志には保安年間の文書に、府驛家とある、蓋矢賀村歟と述ふ、此村は府中の西牛里山陽道の路頭に當る、然れとも延喜式の驛名を推考するに、安藝の驛家にあらず、もしくは伴部(トモベ)の驛家などにやあらん、延喜式安藝伴部大町と次第したり。

(伴部)

宗山郷(ムネヤマ)

和名抄、安藝郡宗山郷。○高山寺本宇山に作る、通志に牛田村にムチヤマと呼ふ地あり、此邊歟と云ふ、牛田、矢賀、大須賀、尾長等の舊名なるへし、大須賀尾長は廣島の東郊にして、今市區に編入せらる。

牛田(ウシダ)

今牛田村と云ふ、廣島市の東北に接す、日通寺と呼ぶ、法華精舍あり、(元祿五年、淺野綱長建立)牛田莊は嚴島神事記に見え、永平六年安藝牛田庄と錄す、後世五箇(ゴカ)庄と云ふものは、此牛田庄の名を易へたるにあらずや、五箇庄の舊跡、明星院不動院等は僕佛寺の末裔にあらずや。

(五箇)

入城　春水

薫風三百里、晴雨日追隨、税駕公無疾、入彊務有期、前驅官道直、從衛夕陽遲、女兒汗成雨、欣々拜羽儀、

廣島灣(ヒロシマ)

安藝灘の西北にして、廣島東西の水道を以て相通す、灣の東南は吳灣と相通し、今吳軍港の所帶に屬す。

廣島市街は、河流の末、堆洲の上に位置し、其河口以外に淺灘門洲廣布するを以て、小艇にあらざれば、河に泝る能はず、東偏宇品島似島の邊を以て、灣中の好錨地と爲す、謂ゆる宇品港是なり、三津濱へ四十四海里、神戸港百六十海里、馬關へ百十海里。

(宇品港)

宇品(ウジナ)

廣島灣の海驛にして、廣島市の南一里、(今廣島市に屬す)此地は明治十七年起工、淺水を埋塞して、田宅を開き、江灣を利用して、淳泊を造れる也。二十七年二十八年の大役、陸海出師の埠頭は實に此とす。(宇品築港の資銀、無慮四十万圓、後給水々道を造り、又三十万圓と云ふ)

宇品島は海驛の西南に接する小嶼なり、今橋梁相通す、金輪(カナワ)島は港東にして、海田灣口にあたる、宇品島より大なり、似島(ニノシマ)は宇品島の南二十町に在り、江田島の北十町、其山峰は二百七十米突の高あり、廣島海上の好望標にして、山容稍富士に類するを以て、安藝富士の稱あり、似島東西凡十二町南北三十町。(此諸島は仁保(ニホシマ)島村に屬す)

(宇品島)

(似島)

氏名　林　春齋

濺々氏名島、柴門半掩扉、斎推斜照去、帆伴晚潮飛、

遊宇治奈島、書岩上　石川　丈山

蔚々絕島、屹々遠山、蟬噪樹上、鷗睡波間、風月無邊塵外境、晚來江上喚舟還、

大田川(オホタ)

又八木(ヤギ)川と云ふ、其源は山縣郡に在り、安佐郡に入り南流、廣島市街の北に於て、東西の二派に分れ、東派は猿猴(エンコウ)川、京橋川の二と爲る、(猿猴

は東南流府中川に會し、海田灣へ入る、西派は市中に入り、中島を挾み、元安(モトヤス)川猿屋川の二に分れ、京橋川と相並ひ江波(エバ)の東に於て海に入る、猿屋(エンヤ)川を本(ホン)川とも云ふ、即幹流とす、(水源を去る凡二十三里)西派の別支、天滿已斐の二川あり、市街の西を流れ、江波の西に於て海に入る。

舟發尾路、向廣島、　　　　常台　双石

講信鴉逸旅壯遊、驕枝搖月向廣洲、雲山縹緲連中國、河漢蒼茫横九州、江岸帶來桑梓恨、滄波閲盡古今愁、壯懷未得歸期計、風露天涯又一秋、

江波(エバ)

今廣島市に屬す、宇品の西北一里、大田本川の末にあたる、近世此地を以て滯泊と爲ししかど、海潮年々に後せければ、今は小艇の來往を見るのみ。

發廣島　　梁　星巖

一席淸風白里程、恍然疑尚在羅浮、衣波洲上故人酒、晩到搭門仍未醒、

通志云、江波はもと府南の海島なり、漁民嘗て此島に就きて、專ら魚餌を取りしを以て、餌場と名つけしとぞ、此地近世遂年沙淤によりて、大に新田を開き、今は一橋を架して、府市より陸地往來の地となりぬ、東南海に臨て村居す、廣四町餘袤八町餘、農漁相半して、船戸亦雜居す、近比埠頭を築き、舟船を容る、古文書衣波に作る。

比治山(ヒヂヤマ)

(段原)

又段原(ダンバラ)と云ふ今廣島市に編入せらる、仁保島の西北に接し、京橋川猿猴川其前後を流る、往時海島の變して丘陵と爲れるなり。

通志云、段原に多聞院遍照寺あり、寺傳に、高倉上皇嚴島御幸の時、多聞天像を猿猴浦に安置せしめ、國司菅原在經に附せらる、僧道叔住持したり、天文中多聞天を吉田城下に移し、慶長九年、更に本府の郊外に地を相して堂を建つ、福島正則寺領白石給を附す云々。

重抵廣島　　　　星巖

猫子橋邊市鬻刀、炊煙繞樹市聲鬧、一般樓櫓四十八、雲際依稀鶴尾高、

廣島(ヒロシマ)

今廣島市、人口十一万、中國第一の繁華なり、淺野氏の舊藩府にして、藝府又廣陵の號あり、近時に至り益富庶を加ふ。鐵道車驛は、東部大須賀(オホスガ)に在り、海舶埠頭は宇品港即是也。

西遊雜記云、廣島は昔五箇庄といひし海濱の葭原なりしを、毛利公吉田の城郭を引移し給ひし新地故に、名所舊跡と稱すべき香もあらざれども、打續きて福島淺野家居られし故、市中も廣し、城も平城ながら、要害もあしからず、市中一万餘軒、諸品も自由の地とす。○通志云、廣島舊稱五箇庄、其廣島と云ふは、地廣く四方水にて繞れるを以てなるべし、永祿天正の比、國主毛利氏は吉田に在りしが、其地狹少且僻遠なるを以て、新にこの城寨市邑を創造せらる、天正十七年己丑經營ありて、辛卯に壕壘成就し、文祿二年癸巳に土木功竣ると傳ふ、慶長庚子、福島氏毛利に代り、益城池を修理し、元和丙辰、淺野氏福島に代る、之より永く帶礪の盟を爲す云々。

廣島縣廳(ヒロシマ)

廣島の市南、水主(カコ)町に在り、安藝一市七郡、備後一市九郡を管治す、萬象園在り。

水主町は、舊藩船手の邸宅にして、又船藏をも置けり、今縣廳は三原城代甲州殿の邸にあたると云ふ、廣島獨案内に舊時の光景を敍して曰く、「水主町に淺野甲州の下屋敷あり、その外御船頭水主の衆の家ありて住居す、御船藏數多あり、船奉行屋敷に續て、松原の出崎あり、彌市か鼻と云ふ、盛夏の時分は、諸人此松原へ出て、夕涼みをなす、南を見渡せば、海中に山有て富士に粧ひたり、名附て安藝の似島富士と云ふ、誠に絶景双ぶ方なし、灘堀とて船入あり、太守の御船數百艘繫き並へ、飾りは纈子の切幕、吳服の天幕、御水主の者は同音にて、船歌に櫓柏子を合せて謠ふ聲も賑敷、粧ひは申すも中々恐有り、誠に繁榮の御國、筆紙に盡し難し。」

望野樓記云、本藩之制、食祿一千石以上、乘傳出疆、以供公事、又就近水處、開莊繫馬、又置庫、貯棹、楫檣、其他鞍板雕架、百凡水操之具、皆撤以藏焉、然後其事稍爲完備、然後又或就結構軒飛閣、以爲美觀同其餘事也。

〔春水文稿〕

廣島城(ヒロシマ)

廣島市の中央にして、稍北に偏す、東西九町南北十三町、今第五師團の營城とす、明治廿七年の夏、征清の役起る、八月皇上親征、駕を廣島に駐め、城中を以て大本營と爲し、軍國の事を統へたまふ、我軍大捷、翌年三月車駕東還す。

廣島城は天正十七年毛利輝元の創築する所とす、當時封土百二十万石、(備後安藝石見周防長門に渉る、備中に支族穗井田秀元、出雲伯耆に支族吉川廣家あり、本支合百六十万石歟)慶長庚子の亂に削封、萩に徙し、藝備五十万石を福島左衛門尉正則に附せらる、正則尾州清洲城より轉し、元和五年に至り除封せらる、淺野但馬守長晟之に代り、紀州和歌山より入部、四十二万六千石、爾後相襲して明治維新に至る。

廣島城　　　　齋藤　誠軒

桑門草別占林邱、翠樹朱欄映水流、安攝半宵人散盡、月高四十八城樓、

廣島城は前郭、中城後郭の三區に分つ、中城は即本丸にして、前郭は其南に在り、本丸を俗に在間(サイマ)又當麻(タイマ)の城と云ふ、五層樓あり、高十二丈、尚存す。○廣島獨案内云、天正十七年己丑、毛利輝元公、居城普請の爲、高田郡吉田より御出でありて、安南郡北の庄村福島大和守所へ御止宿被成、明星院山、新山、己斐の松原より城の見立被遊、同年四月十五日、二宮太郎右衛門尉某奉行にて、京都聚樂の圖を以て繩張りあり、五箇とは城の名には惡敷く、

名を替候はんと、御家の廣と福島の島とを御取合、廣島と御名附被成候由（御家の廣とは家祖廣元のことか、疑ふべし）翌十八年、廣島城惣搆の土手普請あり、文祿二年までに石垣殿主等は成就致しけれども、惣は未だ調はず、福島家入部せられ、惣構建てられしとかや、御城惣廓、南北九町廿四間、東西八町四十二間、御本丸東西百間、南北百十間、御殿主九間四方、南殿主七間四方、東殿主七間四方。（此に云ふ惣郭は中城後郭の二を指す）城東に泉亭縮景園と號する別墅あり、舊藩主淺野氏の築造にして、泉石花木の幽勝を以て世に著れ、岡山の後樂園と並び稱せらる。

國泰寺 市中小町に在り、鳳栄山と號し、曹洞禪の常法幢地たり、舊寺領四百石、大殿（十二間四面）釋迦堂、鐘樓坐禪室庫裡以下備具たり、明和年中の重修とす、寺門（四足門と云ふ）は毛利氏の洞春寺の舊物を遷建すと云ふ、此寺文祿中僧惠瓊の興立する所とす、惠瓊は毛利氏の信任を得、又豐臣秀吉に寵用せられ、法師にして封侯に列す、（伊豫十万石を食邑とせりと云ふ）庚子の亂に戰死す、福島氏入部の初め、安國を改めて國泰と爲す、豐太閤の諡號なり、正則の弟僧と爲れるもの普照を以て住持とす、淺野氏入部に及ひ、禪徒の錄司と爲し、又第三世第四世第八世の廟を寺中に置く。〇國泰寺以南の地は、元和以降の開拓に係る、寺邊に白神森あり、昔海中の一洲なりしと云ふ。

佛護寺 市中寺町に在り、眞宗の精舍、殿堂巨大なり。通志云、佛護は龍原山と號す、開基正信は甲斐の人、金山城主に招かれ、初は安藝郡中山村に居る、後金山の龍原に移り一寺を建つ、其嗣圓誓家を繼き、淨土眞宗に改む、明應五年なり、（初めは天台宗）天文廿一年、主僧超順毛利に歸伏し寺院を再興し、慶長十四年廣島城下へ移り、本派の巨利たり、武田毛利の文書を藏す。〇淨安寺は正請院と云ふ、淨土宗鎭西派、舊寺領二百石、淺野侯の菩提所なりき、來迎寺は妙慶院と云ふ、同派、福島正則の母を葬れる所にして、龍宮所進と傳ふる鐘あり、誓願寺又同派、寺中に伊都伎島神を祭る。

明星院 廣島の東郊大須賀の松原に在り、眞言宗、開基不詳、元和年中淺野侯再修して、院中に其家祖長政の廟宇を置く、天保六年改祀して饒津神社と云ふ。〇明星院は大日寺と稱し、舊寺領三百石、五箇庄の古刹とす、相隣りて松東寺ありしも今廢す、松東は寺領三百石、尾長山と號し、東照宮を寺中に建つ、その東照廟尙存す、國前寺、日蓮宗、亦此邊に在り。〇饒津神社の近傍。今開きて公園と爲し、二葉松原と云ふ。

（大須賀）（饒津神社）

不動院 廣島の北郊、新山に在り、新日山安國寺と號し、國泰寺の別院なり。曆應二年、足利家本願の禪林にして文祿中住僧惠瓊城南に本寺を移しゝより、舊栖を不動院と稱ふ、此寺昔は大伽藍なりとて、五重塔の跡あり、又御所の壇と云ふは、豐太閤宿の行營の跡とぞ、法堂樓門鐘樓現存す、相傳ふ惠瓊征韓の役に從ひ、彼國の寺堂を毀ち載せ歸りて建てしものと、然れども法堂の天井に雲龍の畫あり「天文庚子冬十月日、僧永怡筆」と記す、不審。（通志）

（安國寺）

舟發廣島　梁川 星巖

水宿烟霞魚尾赤、雲濤突兀葉雨生、隔舟不借風帆便、
一路隨潮流入城。淺月依依舟未待、大家等候早來潮、
勿圖都市連雲動、航外峨嵋已拔錨。

西入廣島　僧 淸狂

登臨隔舟近漁家、春江水暖綠楊芽、雨來買酒秋方老、
雪白西風兩岸花、

丙寅冬、廣島陣中雜詩　岡本 黃石

一天星斗夜闌干、列戟森々映月寒、營外營中肅寥闃、
時聞寒柝曉聲乾、
域外梅香襯鐵衣、安南安北雪猶飛、如何千里在西海、
春入舊年人未歸、（十二月廿九日立春）

安佐郡

安佐郡 明治卅一年、沼田高宮二郡を廢して、安佐郡を建つ、古の安北佐東二郡の舊域なればと云ふ、大田川の中游、八木川の山谷にして、面積凡二十二方里、人口十二万、一町二十七村。

安北郡 安藝北郡の謂にして、古書に多く見ゆ。寛文年中安北の號を停めて高宮と稱す、然れとも高宮郡は內郡吉田の舊名なり、當時之を審見せず、漫に高宮の郡名を復興して、安北に代へたり。安北は大略八木川を以て、佐東郡と相分つ。

（高宮郡）

佐東郡 佐伯東郡の謂にして、古書に多く見ゆ、寛文年中佐東の號を停めて、沼田と稱す、然れとも沼田の古郡は州の東南にして、中世以降賀茂豐田に兼併せられて、其名亡ふ、當時古名を復興するも、舊域を正さず、歎惜すべし。佐東は大略八木川を以て安北と相分ち、後世尙變遷し、廣島城市のごときも沼田の所管と爲したり。（佐東或は佐藤に作る）

（沼田郡）（佐藤）

河內鄕 和名抄、安藝郡河內鄕、訓加布知。〇今小河內村、飯室村、鈴張村等なるへし、可部の西にして、山縣郡界に接し、八木川の北岸とす。〇鈴張は可部より三里、山縣郡の戸谷に赴く山路にあたる。

（鈴張）

彌理鄕 和名抄、安藝郡彌理鄕、訓美理。〇今三入村綠山村、大林村是なり、後世三入に作り、又可部庄に併せらる、河內鄕の東にして、可部峠根野峠の

號とす。

福王寺（綾谷）

綾山村、大字綾ケ谷(アヤダニ)に在り、金龜山と號す、近年山下の諸村合同して綾山と名つくるは、是か爲めなり。

通志云、福王寺眞言院は、陰徳太平記に、天長五年空海開基と云ひ、又寺傳の說に曰く「昔空海此山に登り、林中に一奇樹あるを見、其樹の自然の形に隨ひ、不動の像を造り、枝を以て手とし、根を以て足とす、長丈餘あり時に山池に金龜浮出、よりて金龜山福王寺と號す、淳和帝勅して、堂宇を建て、始て眞言院と號し、綾谷九品寺大毛寺三村を寄附し給ひ、僧舎すべて四十八宇ありし」といふ、後寄附の地をも失ひ、寺漸く衰微せしに、正和年間僧賴智（河内國の人）此山を再建り、草舍を構へ住居す、これを中興の僧とす、其時當國守護武田氏信、堂舍を再造して、本尊の左右に挾侍佛を安置し、弘法の影堂および熊野權現社辨島神社、求聞持堂諸大堂、二王門等を建つ、其後堂宇の營造漸く備る、二王門の外に三門あり、客殿浴室休堂、寶篋印塔寶藏などあり、小祠も亦多し、後[illegible]帝より大勝金剛といふ號を賜ひ、開運を祈らしむと舊記に見えたり、後宥[illegible]法印か時、朝廷より當寺を以て播州の門首とせらる、應永元年、足利義滿より同時[illegible]薩摩僧を住せしめ、全六年安原莊村を以て大佛會[illegible]とす、（寬雅學雄二僧の記文に詳なり）寶曆年間、僧學如有部律を中興し、御室より當寺を以て有部律專門學場に定らる、寺安永六年回祿に罹り、學場も退轉すといへども、昔足利將氏建る所の五層塔及び奥院山上十二坊などはとくより廢退して、僅に其遺址を存す、寺に石と稱する古石を珍藏す、此石陰徳記に載せて、[illegible]に傳ふ、○山州名跡志、伊勢物語に見ゆるさゞれ石、今安藝國安北郡加部庄福王寺に傳ふ、此石昔京千里濱より現出し、王城に移されて、二條后愛し玉へり、物名にあかねども石にかゝふると讀る、此石也、其後後[illegible]天皇愛し給へり、時に藝州の守護人武田伊豆守氏信是を望むこと切也、然れども勅許なし、觀應二年に至て中納言公忠卿に賜へり、其年の冬公忠卿勅勘を得て、安藝國に左遷す、其時氏信年頃の宿望叙に、後公に乞て石を以城中に移す於是石大に鳴動して禁止、仍て同國福王寺に移す、其後秀吉公聚樂亭に移し玉へしに、又太怪異あり、因て再び彼寺に返し濟す。

大毛寺(オホモウジ)

今綾山村の大字なり、雨延八幡宮あり、可部庄の大社にして、建久年中地頭武田信[illegible]の建立する所とぞ。

三入(ミル)（町屋）

今三入村と云ふ、又町屋(マチヤ)と云ふ、中世熊谷氏此に居り、高松城を築く、其城下の市聚なり。

通志云、三入の下町屋に、高松の城址あり、武州熊谷次郎直實の子、直時（氏族志云、熊谷直實事源賴朝有戰功、子直家生二子直國、直重、直國子直時、爲安藝石見目代子孫居安藝）安南安北を領すといふ、これより直高、直滿、直經を歷て宗直に至り、康應元年、南朝の召に赴ければ、足利義滿より毛利宍戶吉川小早川等をして伐しむ、宗直か子有直幼少なりしを、其家滿に負て逃走る、義詮の時に及ひ、赦され再ひ三入舊領を食邑とす、其後直信、堅直、□直、膺直を歷元直に及ひ、永正十四年、武田元繁に從ひ有田中井手にて毛利氏と戰ひしが、流矢に中り死す、元直か子信直は、武田光和を去り毛利に屬し、隆直元山（豐前守と稱し先直に同名あり不審）元貞を歷て秀直に至り、毛利氏に從て長門に移るといふ、高直時より高(タカ)松(マツ)城に居、又直經より居城すともいひ傳へたり。

（高松）

毛利元就記、武田刑部少輔とて、藝州中國を領し、佐藤の銀山にあり、元就武略を廻し、武田の士高松城主熊谷伊豆守八木の城主香川左衛門尉二人を味方になし、其後元就兵を催し、多勢を以て武田か城へ押寄、合戰度々に及しか、終に武田を打滅し藝州一國平均に、元就未知し給ひけり、○安西軍策、熊谷信直、武田と不和に成、元就へ屬ければ、天文二年八月、武田一千餘騎を催し、三入の高松へと押寄、熊谷も此由を聞て、舍弟平直直續を橫川表へ差出、寄敵を待請け、様々に戰けるが、武田敗軍し、光和も病死し、武田斷絶して、三十六人の國侍共、多分毛利家に隨けり。

大林(オホハヤシ)

今大林村と云ふ、可部町屋より、此村を經て根野峠を踰え、高田郡に至る、吉田往來の路にあたる。

漢辨郷(カベ)

和名抄、安藝國漢辨郷。○高山寺本に加倍と註す、今可部町并に中原村是なり、漢辨郷の南に接し、八木川に沿ふ、中世須理をも併せ、可部庄と云ひ、其北二里半山縣郡に通する山險を可部峠と名つく。（通志云、漢辨はもと綾部の義なるべし、今も近村に綾谷あり、綾か瀧と云ふ地名もあり、府中田所氏文書に、建保五年河上可部庄と載せたり。）按に近世可部を以て、神代紀「安藝國可愛之川上」とある地に援引するもの多し、皆牽强の說のみ、可部は元漢辨の訛なり、いかでか可愛と相關與せん。

春盡日、漢辨[illegible]賀井驛府、偶[illegible]人、　春坪

高宮郡南古安北、陽[illegible]東[illegible]漢辨[illegible]、[illegible]漢[illegible]、可[illegible]川、此地[illegible]貫小船、[illegible]三月三十日、[illegible]、流水[illegible]、[illegible]下、[illegible]人[illegible]、花開花[illegible]、此日[illegible]東坡老、[illegible]山、

可部(カベ)

今可部町と云ふ、三入町屋の南に接し、可部町屋とも云ふ、廣島の北四里、安佐郡役所在り、人口三千。

通志云、可部町屋は又南村市とも云ふ、廣一町に足らず、袤八町餘、北筋の要路にて、諸郡の通途のみならず、東南根野谷川飯待川ありて、大田川に通ずれば、舟運の便を得たり、備伯の旅客の爲に驛舍を置けり、三次山縣の貢米皆當町に出て、市口に倉舍を置て、廣島に轉漕せり

又鹽識諸貨相集りて交易す。○可部庄は後宇多院御領目錄に收め、高野山へ寄附せられ上人料たり、建仁三年の廳宣に賀部庄に作ること、寶簡集に見ゆるごとし。可部驛中野勝圓寺の大瀛は、眞宗の學匠にして、文化中の人なり、芿園と號し、金剛錍を著述し、本願寺講主智洞を排斥す、宗義惑亂の獄之に由りて起り、智洞遂に破れぬ。

田門郷（タト）　和名抄、安藝郡田門郷、訓多土。○今詳ならず、高山寺本太度と注す、深川狩留家の邊、郷名を缺けば此にやとも云ふ、漢辨の東南に隣る。（後宇多院御領目錄に安藝國田門庄を收む）

深川（フカハ）　今深川村と云ふ、可部の東南一里、三田川（水源は高田郡の所管とす）の谷とす、深川の東を狩留家（カルカ）と云ひ、南に福田村あり、玖村あり、五社宗山の山陰とす。

（狩留家）通志云、深川の龜崎八幡宮并に藥師堂は、舊跡と云ふ、八幡勧請の時代は傳らず、祠官久都内某が家に、永正二年毛利弘元より「如先例、可為奉幣并注連役」と命せられし文書あり、これより前廿七代を經ぬと云傳ふ、慶長五年、㐂毛利家より九段廿歩の神田を附らる、社職のもの數名ありて、田の所入を配分す、是等の文書今に持傳ふ。

幡良郷（ハラ）　和名抄、安藝郡幡良郷。○高山寺本、波羅と注す、今東原、西原、小田、川内、三川の諸村なるへし、深川の西南にして、八木の左右に渉り、佐東郡の地と相接比す。

小田（ヲタ）　今矢口と并せ、口田村と改稱す、大田川の名は、河水此地を經由すればにや。

八木川（ヤギ）　大田川に同じ、中游安佐郡に於て、八木村を經由するを以て此名あり。八木川は綠井村の南方に於て、安川と相并行し、此二水廣島銀城以後二分して南走し、三篠に至り更に數派と爲ると雖、往時は之に異なりし歟、二水祇園に於て相會し、一束して南走せしにあらずや、其沿革の詳、未た知れず。

伊福郷（イフキ）　和名抄、佐伯郡伊福郷。○今久地（クチ）村の邊なるへし、續後紀「天長十年、佐伯郡人、伊福部五百足」あり、又嚴島社文書、仁安年中のものに伊福郷堀立村あり。

（廬城）按に天孫本紀、尾張氏の系譜に「若都保命、五百木部連祖」と見え、姓氏錄に「伊福部宿禰、尾張連同祖」とあるに合す、安閑紀に廬城部枳莒喩が其安藝國過戸（コシベ）廬城部屯倉を獻納したる由を載す、五百木、伊福、廬城相同しければ、屯倉は即此郷なるべし、但し過戸は別に安藝郡に在りて、過戸と廬城部の二屯倉たるべき由、過戸の標目の下に其説あり。

久地（クチ）　今久地村と云ふ、可部の西二里半、八木川の南岸なる山村とす、寶德年中嚴島神領不知行言上狀に「武田遠江入道押領、久知小山」とあるは此なるへし。

若佐郷（ワカサ）　和名抄、佐伯郡若佐郷。○今日浦（ヒウラ）村なるへし伊福郷の東に隣る。通志云、嚴島社文書、長寛六年、佐東郡若狹郷見え、今前瀬村に若狹原存す。（前瀬は今毛木後山と併せて日浦（ヒウラ）と改稱す）○續後紀、天長十年、安藝國言、力田佐伯郡人、伊福部五百足、若櫻部黨常等所營作田、各卅町以上、貯積之稻、亦各四万束並立性貞淳、周贍困乏、往還顛綴、風雨寄宿之輩、皆得賴焉、宜各叙一階。（此に若櫻とあるは若佐に同し）

綠井郷（ミドリヰ）　和名抄、佐伯郡綠井郷。○今綠井（ミドリヰ）村存す、八木村も之に屬す、若佐郷の東、漢辨郷の南にして、八木川の西岸なり。阿生山隆起して若佐郷に跨る。

嚴島文書、□□二年の讓狀に「さんとうのこうりみどろいがうの内のりすへ名」とあるは、佐東郡綠井郷の謂なり。

八木（ヤギ）　今八木村と云ふ、祇園可部二驛の中間にあたる。通志云、八木城は香川氏の故墟なり、香川景光初めて此に來り、地頭職となり、子孫十一世、美作守吉景まで居住す、後毛利家に隨ひ、彼國へ移去す。

養須郷（ヤス）　和名抄、佐伯郡養我郷。○本書養我其地を詳にせず、佐東郡に安ありて、武田氏の據れる豐邑とす、蓋養須の誤にして、今の祇園、安及ひ山本の三村なり。

（安）

祇園（ギヲン）　舊名下安（シモヤス）と云ひ、銀山（カナヤマ）城下の舊市なるが、祇園祠あるを以て改稱す、廣島の北三里、小驛を成す。

（安神社）安（ヤス）神社は舊號祇園天王社、相傳へて貞觀中の創建とす、當國の守護武田氏の盛時に崇敬せる所也。○嚴島圖會云、官幣（クワンペイ）社下安村の祇園に在り、毎年此社より幣帛を整へて、嚴島初申の祭に奉る、これ往古奉幣使のたちける時よりの例式とぞ、官幣の名はこれによれるなるべし、またこの御社に疱瘡を祈りて神験おほし、官幣とは神祇官より、畿内畿外の諸社へ進ちるゝ幣にて、延喜四時祭式に、新年祭神大四百九十二座（三百四座案上官幣、一百八十八座國司所祭）とある、この案上官幣のことなり、

（官幣社）これに預りたまふ神、當國には速谷神社たゞ一座の外はおはしまさず、然るに平清盛公この嚴島の冥助によりて一品の尊位にのぼり、相國の極官に至りたまひしかば、ふかく信仰の思ひをはこびて、終に朝廷に奏聞し、嚴島を官幣の列にすゝめたまへり、これ其先蹤に由る。

銀山城址（カナヤマ）　祇園驛西の武田山是なり、當國の守護武田氏累世の故址とす、大内義隆記に曰く「武田が城銀山と申せしは、持世より義興まで、六七代も攻けれども、終に落去もなかりしを、天文九年四月五日には、櫻尾を切取て、同五月上旬に銀山を攻落す」云々、此

（武田山）

(山本)

山南は山本村に誌り、西北は安村伴村に連る、其銀山文は金山の名あるは、古へ鑛物を出せしにや、續紀「文武天皇二年、令安藝長門二國、獻金青綠青」と見ゆ、併考ふべし。

地志提要云、安藝、承久中、甲斐守武田信光、軍功を以て本州守護を兼ぬ、其五世孫信武、足利尊氏に從ひ、再ひ守護を兼領し、之を三子氏信に傳へ、累世金山に治す（佐東郡今日高田郡東山本村）永享十二年、氏信の曾孫信榮、若狹を加封し、其弟信賢嗣き、文明中、子國信若狹に徙り、其弟元綱を以て本州守護代となし、金山に治す、既にして州の豪族、毛利、吉川、熊谷諸氏、各一國に據り、武田氏の威令行はれず、永正の末、元綱の子元繁、兵を起して諸族を攻擊す、毛利元就（吉田城主）元繁を擊て之を殺し、其近隣を略す、大永三年、尼子經久本州を徇ふ、元就、及元繁の子光和、吉川興經（山縣郡小倉山城主）熊谷信直等、皆之に屬す、明年大内義興來り攻め、元就に破られて歸る、是に於て元就兵威日に振ひ、信直等之に附す、天文三年、光和之と戰ひ、克たずして死し、弟信實嗣き、其黨皆散し、信實金山を弃て若狹に寄り、其地皆元就に歸す、後元就大内義隆に付す、九年、尼子晴久大擧して來り侵し、元就を吉田に攻む、義隆之を援ひ、共に晴久を擊て大に之を破り、州皆大内氏に屬す、二十年、義隆其臣陶隆房に弑せらる、元就隆房を誅し、悉く大内氏の故地を併す。○野史云、大永四年、大内義興武田光和を金山に圍む、熊谷香川等來り光和を援け、大内の兵利あらず、享祿元年、義隆又光和を金山城に攻む、城地頗る要害に富み、遂り圍むことを能はず、唯だ備攻するのみ、十一月陣を掃て去る、のち七年間來り圍むと二十一回、光和固守して屈せず、光和天文三年金山城に卒す、光和の卒するや女ありて男なし、依りて部下の士、光和の弟伴光廣を光和の女に配して、武田氏の家督を稱す、是に於て于嬰兵部大輔と稱し、（舊記に刑部大輔に作る）金山城に居る、香川光景、品川、齋藤、內藤、戶坂、温科、（或は温品に作る）正專等家事を執る、光廣大內氏と相抗衡し、連年解けず、而れとも光廣部下を御するの才幹に乏しきを以て、香川、品川、內藤等相尋て采邑に退き、城中離叛す、天文十年三月、陶晴賢毛利元就等の爲めに攻められ、支ふること克はずして自殺し、城陷ると云ふ。○海東諸國記に「戊子年、教實遣使來賀、書曰安藝州大守藤原武田大膳大夫教實」と稱す、教實亦この金山武田の一世にや、不審。（嚴島神主房顯記に天文十年金山落城、武田家傳來の新羅三郎義光の楯無の鎧を獲て、嚴島社へ奉納すと曰ふ）

安川（ヤスカハ）

伴村に發源し、東北流、上安村に至り、漸く東に折れ、又南に轉し、金山を繞り廣島に向ふ、水脈八木川と相通し、混同して海に朝宗す、長凡七里。此川と八木川の分合の沿革、不詳。

上安は今單に安村と呼ふ、大字長樂寺は、武田氏創建の寺址を傳ふと雖、其興廢明晰ならず。

土茂鄉（トモ）

和名抄、佐伯郡土茂鄉。○今伴村（トモ）及び戶山村（トヤマ）（阿戶吉山）是なり、養須の西、伊福の南なる山間とす。

(大塚)(伴)

嚴島社文書、正應中のものに「伴村之內大墓」と見え、寶德中の不知行地言上狀にも「武田遠江入道押領、大塚」とあり、大塚（オホツカ）は今伴村の大字に遺れり。（建武三年、木國寺遺留文書に、安藝國吉茂鄉とある吉は、土の誤にあらずや）

新庄（シンシヤウ）

今三篠（ミシヌ）村と改む、三篠は新庄號なるへし、祇園縣の南にして、直に廣島城の北に居る。新庄の神應院に、淺野侯第七世第八世の墳墓在り。

大内氏實錄云、大永二年、陶興房佐東郡に乘宿し、新庄の小幡城を取る。（吉文書）（又同六年七年、陶の兵石道新城に據ふとあり、この新城は新庄なるべし）

(三篠)

三篠の邊に多く菸樹を栽培す、廣島の一名產に數へらる、產業事跡云、安藝の柿果は、世に聞ゆる所なるが、之を聞く享保二年時の藩主、令して各郡草高百石に付き毎年柿木五株を接木せしめ、以て農利を助けしめたるに由れり、爾後一株を失へば從つて一株を植つるを以て、當今到る處田圃の周邊、園宅の閑地、該樹を見ざる地殆んと稀にして、昔時に比し増加するも減するなし、該品の產額は三百有餘種あり、其木數は二十六万八千本、産額歲價五万圓とぞ。

桑原鄉（クハハラ）

和名抄、佐伯郡桑原鄉。○今三篠村、長束村（ナツカ）にあたる歟と想はるゝも、未た明確ならず、嚴島社文書に「應永二年、神領注文、倉敷一所、在佐東郡桑原鄉內」と見え、其四至を注す、

「四至　限東　江　　限南　大河
　　　　限西　山嶺　限北　恒用領并永松領田」

佐伯郡

廣島の西にして、今二町三十九村、人口六万五千を管治す、然れとも其水內吉和（ミノチヨシワ）の三村は、地形山縣郡に入り、能美島は全く安藝郡の江田島に連接するを以て、本篇之か加除（カヂヨ）を爲す。

佐伯鄉（サヘキ）

(佐西郡)

今の佐伯郡は、寬文中佐西郡を改めて、古名に復せし者にして、而も其域の半を失ふ、佐伯は和名抄佐伯木と註し、佐伯部の居りし地なる事、日本紀に見ゆ、

景行紀云、初日本武尊、以所俘蝦夷等、獻於神宮、蝦夷等晝夜喧譁、出入無禮、則倭姬命曰、仍令安置御諸山傍、未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里、

脅人民、天皇聞之、詔曰、蝦夷是本有獸心、難住中國、故隨情願、令班邦畿之外、是今播磨、讃岐、伊勢、安藝、阿波凡五國佐伯部之祖也（此に伊勢安藝とあるは、伊勢必す伊豫の誤とす）

仁德紀云、天皇居高臺避暑時、毎夜自菟餓野、有聞鹿鳴、一日猪名縣佐伯部獻苞苴、對曰、菟餓野鹿也、乃令有司、移郷于安藝渟田、是今渟田佐伯部之祖也。

かく佐伯部に二回の遷移あれど、長門本平家物語の嚴島縁起に參考するに、渟田の佐伯部も蝦夷なるべし、其頭領たる佐伯氏は、姓氏錄「佐伯宿禰、大伴宿禰同祖」とあり、其族類は古代の一大姓なり、此佐伯氏即本國の國造たりければ、嚴島社長寛二年の古文書に、「藝國造佐伯」と云ふ、國造本紀「天湯津彦命五世孫、飽速玉命」とあるも、佐伯氏の祖なるべし、

「寄進私領田畑栗林等事、陸町、在佐東郡若狹郷、號假名吉枝云々、　長寛二年四月　淸宗嫡男淸原

淸末嫡女夫藝國造佐伯」

集古文書に收めたる、建暦の伊都岐島神社解狀に連署せる社司は、數人皆藝國造佐伯と稱す、府中の上鄉職田所氏も佐伯姓とす、蓋是等みな古國造の裔にて、佐伯部の長たりし家筋也。

大町郷（オホマチ）

和名抄、佐伯郡大町鄉。○延喜式にも大町驛あれば、山陽道の路頭にあたる、今の已斐、草津、五日市の邊にして、和名抄別に驛家鄉あれば、草津を驛家とする歟。

已斐（コヒ）

今已斐村と云ふ、廣島市街の西郊にして、江水を隔つ。通志云、已斐村の八幡社の記曰、神功皇后西征の時、此地に到給ふ、因て社を建つ、村内掛香とよぶ地は、即御船を黨玉ひし地なり、又弘治元年、毛利元就が陶晴賢を伐つの日、當社に祈らる、時に朝日始て上る、因て旭山と稱す、按に筑前宗像に許斐村ありて、許斐の神社を置く、宗像三社の外に鉛絲許斐の二神を合せて五社とすといふ、今當郡に已斐村、又小已斐の神もあり。

嚴島文書、貞和四年、正二位源朝臣の造營料寄進狀に「安藝國已斐村、除五分一」と見え、寶德中の不知行地狀に「已斐、堀立、吉次、吉武、今武、利松、定順、光淸、坪井、中洲別府、武田伊豆守押領」と見えたり、吉松以下の名田、利松（八幡村）坪井（觀音村）の外、今詳ならず。○吉川記云、天文二十三年五月十二日、毛利元就二千餘人を從へて、藝州神領邊へ出張す、已斐の城に籠居已斐豐後守同作右衛門、又櫻尾の城に桂■毛利與三同河內守新里式部少輔が方へも、右の如く云遣す處に、是も同下城したり、已斐新里は元就に奉仕せん事を願ふ故に、味方になされたり、毛利與三同河內は防州へ歸る事を許さる。

草津（クサツ）

今草津村、廣島の西南一里餘、海岸に船入を造る、小海驛とす。

廣島城南、凡三十餘里、皆爲海地、運搬刈竹、竪之若木林然、即牡蠣田也、土人云、率以五六月下種、則翌年八九月苗生、蓋之他州所産、更肥美、輒賦一絶句、

頑城邑■不得閑、時淸尺自投漁■、淘漉三万六千頃、一夜寒風長欄笛、

山海名產圖會云、畿內に食する牡蠣は、皆藝州廣島の產なり、廣島より大坂に出售す、其畜ふ所は草津・仁保浦等にて舟に積、大坂瀨々に繫ぎ、數艘の中に仁保浦草津より出る者　十が七八にして、其畜養する事至て多し、畜所產地より一里或は三里も沖に及べり、干潮の時、潮の砂上に大竹を以て、垣を結び列ぬると凡一里許、號てひゞと云、高一丈餘、長一町許を一口と定め、分限に任せて其數幾口も畜へり、垣の形への字の如く作り、三尺餘の隙を所々に明て、魚其間に聚を捕る、ひゞには潮來る毎に小き牡蠣又海苔の付て殘るを、二月より十月までの間は、時々是を備中鍬にて搔落し、又五間或は十間四方許高一丈許、竹垣にて結廻したる籬の如き物の內の、砂中一尺許堀り埋み、畜ふと三年にして成熟とす。

五日市（イツカイチ）（老海）

今五海市村と云ふ、草津の西南一里、又海岸に在り、其反歯は明暦寶永の頃開き、新出と爲す、海老瀨（カイラウ）と云ふ。○嚴島圖會云、都久根（ツクネ）島は宮島渡海の中途にあり、周廻三町、島上に湯蓋道空の墓あり、道空は五日市海老山の麓に、漁を業となしけるに、嚴島大明神を信仰し、毎日神供の魚を捧けし誠實の志を感したまひけるにや、或時島の沖に蓬萊浮出て、道空が舟金の砂の中をゆくが如くなりしを、あやしく思ひてその砂を船に汲入しより、家榮えたのもしき身とぞなりにける、湯蓋を苗字になせることは、家の傍より温湯湧出せしによるとぞ、いつの頃にか嚴島客人宮破壞せしに、道空一世の金銀を以て修造し奉りしとぞ、今道空夫婦の像、五日市鹽屋大明神社內にあり。

八幡川（ヤハタ）

白砂（シラサゴ）村大峯山に發し、東流、河內村を過ぎ、寺田（今八幡（ヤハタ）村）に至り漸く南に折れ、五日市と井口（キノクチ）の間に於て海へ入る、長凡四里。

石內（イシウチ）

八幡村の東北なる一村にして、已斐の西にあたる。古書に石道と云ひ、櫻尾合戰の頃城塞のありし地、即此

極樂寺（ゴクラク）（白砂）

白砂（シラサゴ）村（今佐谷と合せ砂谷と改む）の南嶺に在り。通志云、極樂寺は上石見山淨土王院と號せり、寺說に曰く、昔行基下向し、下河內村に杉の大木ありしを（今この地を大杉と呼ぶ）其木を斬て觀音の像を刻み、當寺に安置し其餘材を以て阿彌陀藥師なとの諸佛を置く（郡內及ひ他郡の寺に、當寺同木の佛像尙あり）後弘法當寺に

寺中、[illegible]の古佛を傳藏し、[illegible]ふ、本尊は外に不動尊、[illegible]法の木像あり、[illegible]法の所作と云、大師堂、鎮守社、地藏堂、二王門等存せり。

廿日市（ハツカイチ）

今廿日市町と云ふ、本村の[illegible]治在り、嚴島へ[illegible]、海岸に斗入あり、舊石州津和野藩の、舟手屋敷を置きし所にて、海岸たり。

西富五月、再次藝州二十日市驛、　黃石

東去千餘里、白雲昔年來、[illegible]界、[illegible]山[illegible]、[illegible]動、[illegible]、我軍[illegible]此、[illegible]氣衰。[illegible]晴、海色入樓失、[illegible]外、[illegible]、[illegible]日、奔走一年々、[illegible]。

櫻尾城址（サクラヲ）

廿日市の海濱にして、一丘老樹蔚々たり。○通志云、櫻尾は相傳ふ、永久中周防前司藤原[illegible]實、鎌倉より來り嚴島の神官たり、[illegible]實より累代城居し、十五世興藤陶隆房等に攻られて、父子俱に滅しぬ、後毛利氏より桂元澄を置て守らしむと曰へり。○陰徳太平記云、佐伯郡は嚴島神領也、然るを武田大膳大夫信賢、永享十二年、一色直信を討たりし勸賞として、社領を改易して佐伯郡を武田に賜ふに依て、嘉吉元年武田藝州へ下り、佐伯郡へ入部せんとす、嚴島の神主佐伯左近將監[illegible]春、推古天皇以來の神領を改易する事、非禮の御教書也、不足用之とて廿日市の櫻尾の城に楯籠る、武田之を攻めとも勝たざる所に、（中略）康正三年、武田再び入部せんとすれは、神官又[illegible]城して武田を拒く。○大内[illegible]記云、[illegible]一代に安藝の國武田か城金山、嚴島神主か城櫻尾を切取、備前備中までなびかぬ武士はなかりけり。○按に[illegible]神主は藤原姓を號すれど、實は佐伯景弘[illegible]流たるべし、姓氏の濫觴は當時の常なり、其鎌倉より來ると云ふことと信し難し、鎌倉御家人に列したるを謂ふ歟、東鑑に同名の人見え奉行人たり、此神主の家、天文中に絶え、其後より更に櫻守房顯を以て、其職に代らしめらる）

大内氏實錄、永正十二年、佐西神領の兵東西に分れ、東方は五日市に宍戸治部を首將として、櫻尾城に據り、西[illegible]す、金山城主武田元繁東方に荷担し、大野の河内城を攻め取る、（古文書房顯記）是よりさき、永正五年、嚴島の神主因幡興親、將軍に隨從して上洛せしか、其年十二月病死して、神主の家斷絶せり、於是、小方加賀守、友田上野介興藤、神主職を[illegible]に及びければ、大内義興之を見て、訟するものは中より取れとの諺ありとて、櫻尾、己斐、石道本城に城番を置き神領を預る、興藤心頭のならざるを憤り、武田に援を乞ふ、安藝大に亂る、大永二年四月、興藤兵を擧げて、己斐城番内藤孫六、櫻尾城番大藤加賀守、石道本城城番杉甲斐守を追ひ、櫻尾に入城す、（房顯記）かくと聞えければ、陶興房を藝州に差遣し興藤を撃つ、興房佐西郡に出、大野の門山に陣し、八月五日、友田に戰ふ、弘中武長は、警固船に將として齋藤次郎高利等を率い、大島郡[illegible]崎を朔日に出帆し、十八日嚴島に渡り、友田か番兵を追ひ、進て二十日市の番兵をも撃て走らしむ（房顯記古文書參取）十月三日、佐東の兵來り嚴島を襲ふ、逆戰して之を破る、（古文書）十一月朔日、先是、石道の小幡興行佐東兵に叛れしが、和解となりて、興行は下城し、三宅の開明寺に入れり、（房顯記）四年五月陶興房大野城を攻む、（古文書）十二日、友田興藤武田光和と合軍、大野の後援に友[illegible]に出軍す、大野城主彈正少弼賊を興房に納れ城を火く、興藤光和走る、興房之を追撃す、（房顯記）秋七月櫻尾城を圍む、興房は岩戸山に陣し、吉見杉内藤等は天神山櫻尾に陣す、義興は嚴島の宮山に假館を造りてこれを本營とし、日々櫻尾に渡り兵士の勞を撫す、（房顯記古文書）廿四日、陶兵櫻尾城の二丸に切入て戰ふ、冬十月十日、先是、我兵車櫓を造り、北下りに櫻尾におし懸て攻[illegible]るに、城兵笛太鼓にて之を嘲しつゝ、防禦しけるが、遂に力盡きて、興藤も吉見三河守頼興についで降を乞ひしかは、之を[illegible]せり、（[illegible]）[illegible]年の冬、陶子の兵内海に亂入し、毛利兵を[illegible]む、[illegible]之を櫻尾として又兵を擧け、[illegible]に兵營を構く、十年三月、義隆[illegible]ら神主を攻めんが爲め、岩國を發して大野の門山に至る、廿三日藤[illegible]の七尾に陣營して、櫻尾城を攻む、（古文書房顯記等參取）四月五日夜半、[illegible]の兵羽仁、野坂、[illegible]野等及び興藤が家[illegible]にいたるまで、[illegible]を棄て退去す、共に興藤が子[illegible]五日市城に遁る、[illegible]ただ一人となりて、城に火を放ちて自殺せり（同上攻[illegible]降記）六日軍を差遣し五日市城を圍む、八日五日市城主宍戸[illegible]郎は[illegible]に切腹せしめて、其首を七尾に送致す（房顯記）

佐方（サカタ）

今倉重、原井、三宅、屋代などを合せて、[illegible]音村と改む、五日市の北西、廿日市の北に連接する地なり、即[illegible]樂寺山の東南麓にあたる。

大内氏實錄云、天文廿三年六月、宮川甲斐守防州山代（ヤマシロ）の兵を率り、佐西郡に出て毛利と戰ふ、利あらず戰死す、倉重の關屋毛利の據る所と爲る、久島、白砂、吉和、伴田、山里等に連日合戰、（古文書）

洞雲寺（ドウウン）

廿日市の北、佐方（今觀音村と改む）に在り。通志云、洞雲寺は、長享元年、櫻尾城主[illegible]、[illegible]文寺僧金岡を招き、當寺を創造し、[illegible]内千月村の田五段を寺領に寄附し、又當村及宮内平良[illegible]村の内に、佐伯[illegible]の地を置き、嚴島山中に薪木を採を許す、後大内毛利の時も、寺領[illegible]し、此寺に寄附狀凡三十七通、大内氏の制札四枚を藏す、其他古器[illegible]等あり、福島氏の時より寺領大に減し、今三十二石餘を附らる、本堂方丈衆寮、開山堂[illegible]室、[illegible]守堂[illegible]門あり、寺中に陶[illegible]の墓存す。

毛利元就記、元[illegible]一門を相具し、内[illegible]杉に心を合せ、廿日市へ出張し、[illegible]尾に本陣をすゑらる、陶は宮川甲斐守

軍兵三千相添て、廿日市洞雲寺の上、折敷畑と云山へ打上る、元就是を見給ひ十死一生の一戰と思ひ定め、是若武者共のよき限りさましなり、各切崩し候へ、我こゝにて見物せんとの給へば、各喚叫き切て懸り、三千餘騎を追崩し、勝鬨を揚て吉田へ打納給ふ、天文二十三年也。○中國治亂記、陶入道天運盡けるにや、長豐筑防四ヶ國の人數船數五百艘にて、宇賀島を先手に嚴島へ押渡る、塔の岡と云處に陣取、若後巻もやあらんと、背後に塙もなく人衆を立替々々攻ける、元就廿日市と云處に陣取、小早川隆景を呼出し、其方何とぞ謀りて嚴島の城に籠り、城中の兵に今三日城不落やうに、持詰て防べしと有しかば、隆景一言の無辭退、陣所へ歸り、あみ船を誘ひ、舟に心得たる侍二人、獵師釣人に仕立、我は船底にかくれて、數百艘の周防の兵船の間を、ゆる／＼漁りて通り、則島の城に走り入ける、城中には是に力を得て快事無限、其頃伊豫國河野へ陶よりも、加勢兵船可給との使者再三也、元就よりも大船を一日御借可給、唯嚴島へ渡海の中計借可申と有しかば、來島能島を始て三百餘艘加勢あり、元就大に悦び、弘治元年十月一日に、以の外大風吹大雨降ければ、元就吉日は今夜也とて渡海あり、嚴島のぼくちをの麓鼓が浦と云處に船付ければ、隆元申けるは鼓の浦も打道具、ぼくちの麓もうつといへば、イザ敵を可討、諸軍には一日の食計持べし、船は皆人數上りて後悉く廿日市へ乘戻し、万一負けば二度戻るべからずと、先敵陣の上の山へ旗を指しあげさせ、貝を吹かせ、時の聲をあげ、戌亥の刻に自身時かしらを上、敵の本陣へ切てかゝる、陶尾張守も、手合すべきやうもなく、船に乘らんと思ひ、大もとの谷へ引退き船を尋ければ、周防の船共ども今朝能島來島の大船ども乘到り追かけゝれば、盡て急く逃ける間、尾張守手を失てあをいりへ落行給ひ、

種箆郷

和名抄、佐伯郡種箆郷。○今平良村、原村、地御前村、廿日市等なるへし、延喜式にも種箆驛ありて、大町濃唹の間とす、里程相合ふ。種箆の箆は今平良村に其名を遺せど、種と云ふことを明白せず、うゑと訓みウヘラの上略にや。

平良

今平良村と云ふ、廿日市の西に接す、嚴島文書、永仁二年、鎌倉將軍家下知狀に「社領平良庄、領所職、並原村」云々とあり、又文治二年、嚴島大願寺より、平良庄の事を訴へし判狀(平時政裁判、出雲人達署)あり。

速谷神社

今平良村に在り、速田大明神と云ふ、伊都岐島を一宮と云ふに比し、二宮と云ふ、類聚國史「弘仁二年、安藝國佐伯郡速谷神、伊都岐島神、並預名神例幣」延喜式「佐伯郡速谷神社、名神大、月次新嘗」と注す、蓋阿岐國造飽速玉神を祭る。嚴島圖會云、速田大明神は、社傳に伊都岐島尊天降の時、嚴島その御陣に侍りけるが、大神鎮座の後嚴島この平良郷に飛來る、土人岩木某之を祀ひ奉りて、明神とすと、一説に阿岐國造飽速玉命を祭る、速玉と速谷速田は音葉相近しと云ふ。(神祇志料云、今二宮と曰ひ、嚴島の御母神とも傳ふ、蓋市杵島姫の姉をいはれるならん、長官御文によれば、天朝より天慶三年海賊平定の事を賽りたまへる事あり。)

海部郷

和名抄、佐伯郡海部郷(原書海部の下字なし、今安藝郡安満郷あり、又諸州に海部あるに據り之を補ふ、蓋今の地御前村宮内村なとなるへし、種箆郷の南とす、嚴島の社傳に、嚴大神には海人の、初めて祭れる由見ゆる所あれば、而して大宮の外宮の在る地御前の邊と定む。

地御前

今村名とす、廿日市の南半里、伊都岐島神社の外宮在り、俗に地御前と呼ぶ、地方に鎮座すれば也、宮内村は之に接し、亦外宮の社域内の里落なれば也。

(内宮)

嚴島圖會云、地御前社は宮島の内宮の正北三十六町、地御前村に在り、當社の創立年月詳ならずといへとも、嚴島御廟と同時の鎮坐にして、清盛頂修ありしと傳には云へり、一説に永久の頃、櫻尾城主藤原の實康島の奉祀を兼たりしに、風波のとき渡海ならざるか故に、社を建て祭禮を行ひきとも云ふ。

了俊道行振に「佐西浦を出て、地の御前といふ社の西、ひかたより山路に入る程に、大野の山中と云ふ所に來りぬ」と見え、又毛利元就記に「陶入道は、久芳、大野、宮内一騎歩の通路なり、大軍自由ならぬ道を押こさとこそ、心もとなけれ、宮島へ取渡り新城を乘取て、それより船にて廿日市へ打渡り、自由に合戦すへしとて、嚴島へ取渡り、堂岡に陣取りける」云々。

伊都岐島外宮社

今地御前社と云ふ、海濱に在り、宮殿の狀内宮に比し卑小なり、江山の形勢亦佳麗ならず、其海崖を火立山と云ひ、正南に内宮を望む。○此外宮は、仁安の解文に、

外宮分十九字　間數七十七間
六間一面寶殿(大宮)　三間一面寶殿(客人)
三間一面寶殿(戎)　五間一面三棟拜殿
三間拜殿　五間四面神宮寺
三間四面三昧法華堂(中略九字)
七間二面廊屋(下略二字)

とあり、又結構を力めたる者とす、殊に此に神宮寺并は廊宇を設きたるは注目すへし、仁治の[illegible]狀には

外宮社大宮御殿六間一面　客人御殿三間一面
同御殿[illegible]二字　三棟拜殿屋十一間二面
戎[illegible](中略三字)　以上造畢
外宮舞殿五間一面　同拜殿五間二面
廊屋十二間　神宮寺五間四面

(嚴島神宮寺址)

大鳥居一基を見ゆ、(嚴島圖會の内宮を參考すへし)後世外宮稍く頽へたりし歟、寶暦[illegible]未た全く亡びず、寶暦[illegible]、[illegible]御供屋、[illegible]、大鳥居等あり。○藝備國郡志云、地御前宮、在地御前村、[illegible]也、今謂之、神武天皇兵宮、[illegible]之乎。

濃唹鄉

和名抄、佐伯郡濃唹鄉。○高山寺本には棒濃に作る、書誤れり、延喜式に種箆驛家とあるを見れば、濃唹に作るへし、即今の大野村なり、濃唹は[illegible]の[illegible]と同しく、唹は[illegible]字なれば、名義は[illegible]なるべし。

濃唹驛は萬葉集に「安藝國佐伯郡、高庭驛家」とあると同所なるへし、今地御前村と大野村の間に中山と云ふ峠あり、其地に高畑(タカバタケ)と字する處は、高庭(タカバ)の遺蹟とす、或は生中山(オフノナカヤマ)と號す。

(高庭)

了俊道行振云、佐西浦を出て、地の御前といふ社の西、ひかたより山路に入はどに、おふの山中といふ所に來りぬ、長月の有明の月も、しら〳〵と殘りて、木の下露は袖に霑もとりぬべく、所せき紅葉の色こく見渡されたる中に、しひのはの嵐にしろくなびきて、松の聲山川の音にひゞきあひたる、朝ぼらけ身にしみておぼえたり、

ときにかくにしらぬ命をおもふかなわが身いそぢにおふの中山、

昔したが影にもせんとまく椎のおふの中山かくしげるらん。

(山中生)

大野

今大野村と云ふ、廿日市の南二里、海岸に在り、東面して宮島に對す、相去る六七町許、海峽を大野瀬戸と名づく。

了俊道行振云、長月廿一日、地御前といふところの西ひがたより山路に入るほどに、大野の山中といふに入り、この山をわけ下りて、また浦に出たり、むかひの山は嚴島山のみなみのはづれなりけり、ゆきめぐりてなほおなじ浦になりにたるかな、今朝佐西の方を出る友ふね大舟ども、いまだ追風にもかゝらで見ゆめる、ふねなる人もこなたをゆかしと見おこすめる、

おふの浦をこゝかと問へば山梨のかたえのもみぢいろに出つゝ、

この舟どもの中に、朝氣のいとなみするとて煙のたちのぼりつゝ、波にうつろふけしき、心あらん人に見せまほし。

嚴島圖會云、大頭(オホカシラ)明神社は大野村の北に在り、地御前南卅町也、毎年秋九月廿八日に、四鳥の別れといふことあり、當社の祠官、鳥居の傍に食を供し、神樂を奏すれば神鴉一双とび來り、神供をあぐるなり、そも〳〵この神鴉といふは、常に彌山にすみ、往古より一双年々相續せり、毎年三月の末より雛鳥巢を作り、雛鴉一双を育て鳥喰を教へ、此日に至て、親鳥一双來りて、鳥喰をあげ終りて行方しらず、その翌日より子鴉一双のみ養父崎(ヤブサキ)の鳥喰に出づ、いにしへより一年もたがふことなし、且嚴島より大野(オホノ)まで一里餘の海を隔たるに、この日の此刻をかならずたかへずして飛來るも、靈奇にあらずや。

四十八坂

大野の西南、玖波(クバ)村に至る坂路なり、其峰を經小屋(キヤウゴヤ)(警固屋の義歟)と名づく、一方は海岸にして藝州の西塞の險要とす。慶應二年、幕府長州征伐の師を起し、此に爭戰して大敗す。

丙寅六月作　黃石

一發白雷響、彈丸不可侵、軍容渾是古、兵器莫如今、[illegible]廣[illegible]算、興亡天地心、誰能平此事、餘[illegible]滿波深、

慶應元年六月、東軍進發、海陸並進、先鋒彥根高田兵、前入長境、長將大田市之進石川小五郎等、率兵八百、潛津尾[illegible]川上流、[illegible]東軍[illegible]、別出兵與先鋒遭遇、前後夾擊、大破東軍、東軍奔大小[illegible]南走、長人乘勝入藝境、取大竹小方玖波三村、[illegible]日十八坂、[illegible]、十九日、彥根高田之兵大[illegible]守之、[illegible]、[illegible]、長人分[illegible]、一自四十八坂進、一自[illegible]、[illegible]大野、[illegible]、二十五日[illegible]、長人[illegible]四十八坂、[illegible]東軍、東[illegible]大[illegible]、[illegible]後、長人大潰、會長州[illegible]自[illegible]進、[illegible]、[illegible]守大野村、八月八日、長人分兵爲三、乘[illegible]大野、[illegible]、不[illegible]入[illegible]、長人追躡、拔大野、[illegible]、東軍[illegible]用刀[illegible]、而長人[illegible]、專以銃[illegible]之、[illegible]之[illegible]、有所[illegible]、[illegible]、進退[illegible]、[illegible]、東軍遂不得入其境(藝[illegible]史略)

大野瀬戸

嚴島と佐伯郡の海岸の間を云ふ、南口は革(カハ)籠崎(ゴ)と小瀬川の河口を兩端とし、北口は[illegible](ヒジ)崎と地御前を兩端とす、大野村の前面に於て、[illegible]

く六七町に過ぎず、長八海里。

玖波

今玖波村、大野瀬戸に臨めり、古書或は久芳に作る、大竹[illegible]に至る一里半。了俊道行振に曰く「おほの浦より此方は皆山路也、くば、黑河、こゝ松、やをなどいふも、うみかたかけたる山路なり、大谷とて嵩き山河流れ出て見ゆ、これより防周の堺と申す」と、河とは卽大竹(オホタケ)川也。

遠管鄉

和名抄、佐伯郡遠管鄉。○刊本に遠賀、高山寺本に[illegible]部に作る、三代實錄「貞觀十七年、竜安藝國遠管[illegible]、々子當年[illegible]と爲せ、又延喜式に遠管を、當國の終[illegible]とすれば、遠管を正とす、然れども其訓詳ならず、トホツッ[illegible]、今小方村の存するに由れば、必定クダなるべし。

小方

玖波大竹の間にして、海岸なる村市なり、通志に此村は[illegible]人の書ける日本考に[illegible]家[illegible]とありて、大内義[illegible]の頃に、小方、玖波、黑河、大野、山鄉は嚴島神領なりきと述ふ。○小方は[illegible]嚴島[illegible]記にをかたとありて、卽古の遠管驛に當る。

[illegible]書紀、日本圖序に「安[illegible]其[illegible]、[illegible]、日[illegible]、[illegible]

法子加一枝、爲窟撒子、爲谷也、爲他加歪喇、其南爲宮島、爲海三十里」とあり、小方玖波廿日市草津なり、谷也は一に谷野に作り、他加歪喇は一に絶家歪辨に作る。

大竹（オホタケ）　今大竹村と云ふ、鐵道廿日市を去る十三哩、藝州の西堺とす、岩國を去る三哩

續紀「天平六年、創安藝周防二國、以大竹河、爲國堺也」とあり、今驛の西南を流れて直に海に入る者是也、小瀬川と呼ぶ、鹿苑院嚴島詣記には「おかたさかや云は、おほたき河とて、安藝と周防のさかひの川の、末の海づらを過て」と述べたり。

小瀬川（ヲセ）　古名大竹川、又木野川と云ふ、(木野とは大竹驛の西なる村名なり) 津田村の西北山中に發し、南流、藝周の國堺を限りて、大竹驛に至り海に入る、長十里。

（山里）小瀬川の上游は佐伯郡に屬し、山里（ヤマサト）郷と云ふ、天文十一年、大内義隆の嚴島社管給料證文に「神領、佐西郡山里郷、土貢納錢」のこと見ゆ。

玖島（クシマ）　小瀬川の一支、峠川（タウゲガハ）の源なる山村也、廿日市の西三里。通志云、玖島村民所藏文書「永久三年[illegible]安讓狀、文保元年、久島郷岩氏住人伊豆房良慶解」の二通あり。

（峠川）峠川は玖島村大峰山に發し、友田峠(今三和（ミワ）と改む)を過ぎ、栗林村に至り小瀬川へ入る、長五里半。

友田（トモタ）　今永原と合併し、友原村と改む、山里の峠川の谷に在り、玖島の南とす、廿日市を去る三里。

大内氏實錄云、友田興藤もと佐伯氏、佐西郡櫻尾城主たり、(刈藻酒露) 後友田村に居り友田と稱す、上野介に任ず、刈藻酒露に「永正十五年三月、於華洛、藝州櫻尾城主佐伯掃部助興藤與行」とあれば、當時は佐伯掃部助といへること論なし、しかるに房顯記に、友田上野介在京とあるは、後を前にめぐらして云へるなり、また刈藻酒露に櫻尾城主とあるに、房顯記に「友田上野介興藤、大永三未の年閏四月十一日、武田光和其他の國衆の合力を以、櫻尾へ入城して神主になり給」とあるは不審、因て熟考するに、始め櫻尾の城主なりしが、義興の神領を押して預り領するに及び、櫻尾に城番を置きしを以て、興藤領内友田村に移り、始めて友田を氏とす、後に至るも之を憤り、遂に大内氏に背き、武田光和等に援を乞ひ、再櫻尾に入城せしなり。

（大峰山）安西軍策云、天文二十二年、藝州友田の高森と云山城に大内家より武田刑部少輔信實に防長の勢八百餘騎相添、籠置ければ、毛利元就よりも須山を向城に築き、進藤豐後守を入置かる。(この友田は峠川の友田なるべし、須山とは大峰（オホミネ）山の別名にや、大峰山は白砂木内津田の諸村に涉り、佐西の鎮なり、標高一千四十九米)

津田（ツタ）　今津田村と云ふ、廿日市より西四里、石州津和野に通ずる山道に當り、小瀬川の源に居る、西北に鬼が城（オニシヤウ）と呼ぶ一嶺あり、山勢玖珂郡(周防)鹿足郡(石見)及び山縣郡へ連る。○吉和は津田の北にして、一嶺を隔て戸河内川の源とす、今佐伯郡の所管とす。

嚴島（イツクシマ・イツキ）　廣島灣の西南、佐伯郡の陸岸に添へる海島なり、南北二里半東西三十町許、其北偏に伊都岐島神社及び村落あり、今嚴島町と云ひ、佐伯郡に屬す　此島又宮島（ミヤジマ）と云ふ、其北峰を彌山（ミセン）と云ひ、南嶺を岩船（イハフネ）山と云ふ、南岬を革籠（カハゴ）埼北岬を聖（ヒジリ）埼と云ふ。又陸岸との海峽を大野瀬戸と云ひ、那沙美島との間を宮島瀬戸と云ひ、其周圍凡七里と稱す。

（宮島）名義は、島に神靈をモチイツク義にや、又其神を市杵島（イチキシマ）姫と曰ふによるにや、又齋嚴なる江山の形狀より、イツク島と唱へしにや、古書には早く齋嚴（イツクシ）の義なりと說けり、宮島　あるは中世以降の別名とす、平清盛の手書願文に「一區擁孤洲之巖辟、四面臨巨海之渺茫」と敍し、風光秀麗の境を占むるのみにあらず、殿閣臺榭の結構布置、經說濶容の趣を備ふ。○嚴島圖會云、嚴島は神號恩賀（オンガ）島、また御香（オンカ）島、或は霧（キリ）島、我（ワガ）島など曰へりとの說あれど定かならず、惟ふに古へはさせる名もなかりしに、大神鎮座の後、神號の市杵とかよはして、頓て伊都岐島とは號ふならむ、類聚國史、延喜式、三代實錄、山槐記、拾芥抄等の諸書みな伊都岐（イツキ）島とあり、後世專嚴島と稱へたり、是もまたその音のかよふ故なり、宗祇名所方角抄には「明神この島の山なみ磯のさま、いつくしさ仰ありけるにより、いつくしまと號せりとぞ云々」と見えたり、また宮島といへるも、其唱已に久しくして、高倉帝御幸記、及び殊域の書登壇必究圖書編等にもみな宮島とかけり。

（伊都岐島）承安四年、後白河法皇行幸時、女院平氏の願文に「伊都岐島者、聖檀和光之間、大權示迹之地、青松翠柏之托根多送五百回之年月、貴賤高下之運心、不遠三千里之風煙海中之仙島也、省鼇波之浮蓬壺、沙濱之靈祠也、知龍宮之近界、可以採不死之藥、可以得如意之珠、勝絕之趣蓋不可盡」(源平盛衰記)とありて、歷代その靈異を說けるもの多し、近世に至るも種々の說のこれり。○續西遊記云、嚴島は神地なる故、穢を殊更忌む、島の婦女產に臨む時は、急に舟に乗り藝州の地方に送る、其腹の痛むや、舟に產することもあり、或は濱端に產することもあり、舟中に產するもあり、而も難產なく、產後の病も起らず。西遊雜記云、嚴島六月祭は、市立をなし、諸州よりの參詣おびたゝしき事にて、此邊に住居するもの、畑もなき島故に、平生の業もなし、此市の內に賣買の口錢或は地代或は宿屋、或は自己の商にて、數多の利を得る事なり、尤娼家もありて、廣島の城下遠からざれば、遊客も絕えず、諸國の參詣頗望の有るものは、金子五兩或は十兩十五兩、自己相應の初穗金を出して、船を色々と

かざり、社人巫女を數多のせ、施主も同船して、七浦七恵比須の社を廻る事にて、此時ヤブサキといふ事あり、是れは米の大なる團子を三つ作り、之を船に載せ海へ流す事なり、是を彌山より烏飛び來りてくはへ歸へれば、明神御納受ありとて悦ぶこととなり、をかしくも崩潮らしき事なれども、古雅にしてにくからぬ事なり、またむかしより、鹿を明神の寵し給ふといひ、島人殺す事を禁ずる故鹿夥しく居るとなり、猿も多し。筑紫紀行云、宮島は千畳と云ひなし、町の中に鹿猿見ゆ、山の樹木は日に千本伐るとも、日に千本生せしめんとの神の誓ありとか、寶島は殺人の場あしき故に、他所に行くべき商船も、みな此所に着き、ことの外賑はしき港の地なり。

宮島　茶山

紅樹高低倚汀出、隔岸佃山五色霞、塔内廻廊九曲、街頭罪市千家、諸平虚燈林立出、二帝宸遊想翠華、懷古何人同此意、四隣歌吹徹宵譁、

題嚴島畫景、爲藝府有文學、　栗山

帝王長渡海濱、金屋御願營寶宮、君不見、神人鋸斷須彌半、移而置之蓬萊東、蜃幻萬狀搖未定、闕若彩雲泛春空、中樓與棧市杵命、紫貝之宮水晶宮、君臣豈遇其所掌、香花奇寶何乃衆、余亦乘夢曾一到、珊瑚寶樹璇白璐、優曇啼鶯相後先、延余幾度百尺虹、寶屋㢠寫迷所覺、百八珠燈浸底紅、寶夜俗達捉階下、仰歎天闕開幢々、因辿不臣平相國、養弘元就底蜒蜮、不知神明何所答、福禍影響如許隆、余有神策萬餘言、一言而可以興邦、東説西説舌已爛、君相不省使如聾、寶朽與誠非所顧、報國愚効宿城郭、聰明正直如不昧、囘首一省照丹衷、銀鐔長刀今安在、寶數千聚寢不答、恍然骨懍朦朧中、親蒙眞圖有寄待、一々與夢所見同、對之猶疑魂未返、如聞笙樂與曉風、

西遊紀行云、嚴島ちかくなりて、社頭を見るに、鳥居は海の面二町ばかりとおぼしくて立てり、廻廊も柱は皆潮につかりてあり、船より望みて、

達島の下津岩根の宮柱波の上より立かとぞ見る、

此歌かきて宮司棚守左近將監方へつかはしける、さかくありて月になり侍れば、立出て更る迄みるに、頓干潟目の前に變りて、汀二三町ばかりも遠近になりぬ「滿潮はた、大海の泉かな」と宗祇の賢作、理なるかな、又翌日大聖院發句の所望あり、宿所は奥の坊と云ふ。

ところからたつの宮居もうかぶかと見えてつらなる浪のともし火、　似雲

みつしほに月よりうへの宮居か那、　宗長

宮じまや燈籠の火にあけやすし、　其角

燈籠やいつくしまやまなみの花、　支考

聖埼(ヒジリ)　宮島の北角にして、宇品港より此に至る七海里、地御前に對し一海里半、此埼より西南一海里にして神祠の正面に至る。（聖埼の東を杉野(スギノ)浦と云ふ）

よものうみ浪しづかなる時にあひて聖かさきをけふ見つるかな、〔圖會〕　曼殊院法親王

蓬萊(ホウライ)は聖崎をはなれて、海水のうへにたてり、最上に古松數株ありて、容姿おのづから造り成せるがごとし、世に畫がくなる蓬萊山といふものに似たり故に名とす、また別に蓬萊と稱する幻影あり、三四月の頃、風恬かに波穩かなる時、此邊より浮出づ、その粧ひ金銀瑠璃を以て砂とし、其上松柏生茂り、或は宮殿樓閣の象ありて、其莊嚴たとへん物なし、光明海上に彩りわたりて、次第に消滅す、いまも往々之を見る人あり、近世橘南谿が著せる西遊記に、安藝國に蜃樓ありと云へるも、恐らくは之を謂ふならん。〔圖會〕

有浦(アリ)　平家物語に蟻浦(アリ)に作る、一島の中央にして、市街は直に其前濱に瀕る、近時浦中に突堤を作り、船舶の便宜を謀れり、寶島江波(エバ)まで六海里、岩國新港まで六海里、高倉上皇御幸記云、三月廿八日、還幸、御船にてまつる、內侍ども汀にいで、なにとなく日頃の名殘しのびおもひたるけしきなり、

たちかへるなごりも有の浦なれば神もめぐみをかくるしら波。

（宮尾）

有浦の北崖を宮尾(ミヤオ)と云ふ、また要害ともいへり、是は昔毛利氏陶全姜と合戰の時、城をこの所に築かれしより要害の名はありとぞ、陰徳太平記曰「毛利元就父子四人ひそかに相議せられけるは、陶入道定めて近き内に義長の後見として當國へ攻入るべし、運防長豐筑の勢を引率せば、大軍にてぞあるべき、かくては平場の合戰其利を得むこと覺束なし、吾其口寨をめぐらすに、嚴島に城を築き、敵を呼引なば第一たるべしと、天文二十四年五月下旬に、經營夜を以て日に繼げり、六月はからずも敵の舟大野口へ來りぬ、嚴島に在合はせたる警固船出て戰ければ、何處ともなく逸行きたり、已に宮尾に普請功積りて成就せしかば、已斐肥後守新里掃部介を大將として三百餘人をし籠めらる云々、かくて全姜入道大軍を以て渡海、遂に此島にて敗死」今伊都岐(イマイヒ)明神の社、要害の鼻にあり、毛利家より米二十五石を附られて、毎年湯立の祀事を行はる、これ陶全姜の靈を鎭められむか爲なりとぞ、宮尾(ミヤオ)の城は、今の存光寺、今伊勢のあたり、みな其の郭内なりきと知るべし。〔圖會〕

嚴島に寺院數所あり、中にも林泉(リンセン)寺は昔夜更漏を報すれば、俗に時寺(トキデラ)と云ふ、天文年中、棚守中興して淨土宗也、棚守房顯記に、壽永の亂に、平家西海に淪沒し、二位禪尼の屍いかゞしけん、有浦漂着しければ、之を收めて其追福に此阿彌陀堂たつる由日へり、不審。以八(イハチ)寺は天文中以八上人の開基にして、上人の德行は諸書に散見す。光明(クワウミヤウ)院は所藏の像寶に富み、中にも畫幅に名品多し。

蕭洒瓜皮趁晩潮、小紅十五坐吹簫、存光寺畔佳風月、總說曾遊魂已消、　山庵

仙島燈船已昨日、廢城荒草又秋天、數家海驛寒烟鎖、獨鵲呼過牡蠣田、　耻庵

玉海云、元暦二年三月十六日、傳聞平家在讃岐國鹽田庄（これは志度庄のあやまりとす）而九郎襲攻之間、不及合戰引退、着安藝國嚴島了、其時僅百艘云々。

伊都岐島（イツキシマ）神社

嚴島市街の西南海濱に在り、今國幣中社に列す、其殿閣海に向ひ、江中に基礎を建て、大小の屋宇廊廡、曲折して相連り、岸頭亦地の高下に隨ひ、樓閣參差たり、時に潮至れば廣斥波忽ち生じ、浮動の景色、言ふべからず、又高きに攀ちて俯視すべく、舟に泛びて遠望すべく、江山樓閣相掩映して無限の妙趣を見る。

建築の大略を擧ぐるに、大宮寶殿中央にあたる、桁十二間梁五間五尺、幣殿は寶殿の前に在り、桁三間二尺梁二間五尺、三棟拜殿は幣殿の前に在り、桁十五間梁六間半、祓殿は拜殿の前に在り、俗に組入と云ふ、桁八間梁五間半、高舞臺は祓殿の前に在り、平舞臺は高舞臺の左右に在り、樂屋（カトノマラウド）は平舞臺につゞき左右に分る、各二字つゝなり、門客神社二字樂屋と並ひて左右に立てり、廊端は俗に舌先（レタサキ）と云ふ、門客神社より前方（西北面）へ閣道を造れる也、其端に銅燈籠臺一基を置く、（殿前より斯處まて凡三十六間）廻廊は閣道なり、寶殿の左右に開き江岸に達す、延長一百八間、々毎に燈籠を吊下し、又楣上に額を掛く。（本社奉納の扁額は、殿内より廊廡に至るまて充滿し、大家名流の製作、三百年間に涉る、隱滅毀損なきにあらねど、現存するもの無慮數千）大鳥居は舌先の前方七十間、柱高四丈四尺（兩柱相去五間）棟長六丈四尺。

凡この島の大鳥居の事は、まつ平家物語に清盛鳥居まで改作るとあり其後寛元仁治の間、本社修造のとき改め造り、また弘安九年、應永四年、天文十六年、元祿四年、享和元年を以てす、かく數度の經營みな北條足利大内毛利、降りては藝藩の寄進なり、按ふに草廬集萩のうたの注に「藝州いつくしまの鳥居の柱は、五抱あり、一本は萩の木にて作る」とみゆ、いつの頃なりけん島にてその傳なし、鳥居の額は後奈良天皇の宸筆にして、大内義隆の奏請によれり、（近く明治廿一年の改修には、有栖川殿下の額字に更む）又玉海に「安元三年六月十八日、今日召尹明、遣伊都岐島額於右將軍之許、來月入道相國相共可參詣彼社、抑件額字、都津兩字未決、仍尋官文殿式、注之之處、爲都字之由、隆職已注申、仍用件字」とあれば、中古には兼實公の書なりしを知る。

客神社寶殿は大宮の右三十間に在り、桁七間梁四間、幣殿拜殿（桁十二間梁四間四尺）祓殿等之に屬す、又連歌堂大國堂、御供所、湯立所、能舞臺、鐘樓、寶藏、文庫等あり、大宮の左の泉池に反橋を架す、長十四間、大宮と客神との間に平（ヒラ）橋を架す、以上一區の閣殿の背は、二百間の欄（ミカキ）を設く。○泉池は鏡池と稱し、潮干と雖、泉おのつから涌きて、涸ることなし、大内義隆の句に「塀際の月にさやけき宮居かな」又殿閣の前方左右の江濱に、一百八基の石燈籠を置き、毎夜の献火に供ふ。

伊都岐島の神殿は、本邦建築沿革の上に於て、著大なる典型を示す、其制作は江山自然の形勢を利用して、殿閣宮殿の排布を爲す、其計畫の意匠最歎賞に足る、按ふに此神は海島に在りと雖、延喜式已に名神大社と爲し、地方の崇信想ふへし、然れとも、其建築の特異の壯麗莊嚴を加へしは、蓋平清盛の歸依と、神主景弘の勤勞に由る、清盛の此神に祈り、修理功を終り、遂に富貴の報を得たりといふは、舊史に見ゆるごとし、然れとも其修理は、

清盛鳥羽帝の御宇に安藝守たりし時、

社々を造替、鳥居を立替、百廿間の廻廊を造（平家物語并に盛衰記）

と云ふのみにて、形狀の如何を知らず、景弘の仁安三年（清盛の盛滿を極めし比）の修理に至りては、文書、色目明細に存し、規模頗見るへし、

安藝國伊津岐島社神主、散位佐伯朝臣景弘解申、請官裁事、請殊蒙官恩、因准傍例、被下宣旨、限永代、令當國宰吏、募重遷任功、修造當社神殿舍屋等狀、

本宮分　三十七字　間數三百間

九間二面檜皮葺寶殿　五間二面同寶殿

二間一面同小社二字、號客宮　一間一面同小社、號大伴

祓殿間同小社、號江比須　八間二面三棟同拜殿

六間一面同拜殿　六間三面同舞殿

百十三間廻廊（中略）

外宮分　十九字　間數七十七間（中略、外宮とは島に在らず、陸岸なる今の地御前の神殿を指す）

右景弘謹檢案内、當社者、推古天皇癸丑之年、和光同塵之跡以降、星霜歲重、感應日新、則是鎭護國家之仁祠、當國第一之靈祠也、參詣之輩必崇皆顯、尊崇之人專預冥助、因茲毎有損色、國郡同心注進、全蒙被下宣旨、所令修造也、但件社基趾、偏立此海濱、潮間當波易破、待風不全、爰景弘倩按事情、御垂跡之時御託宣狀云、末代及破壞、令改造之日、先經上奏、輙莫進止、兼又以異姓他人、不可爲神主、不可從神事、以佐伯氏職子々孫々、爲神主職、令遂造宮者、彼職者景弘之遠祖也、景弘者件神職之末孫也、且依爲前代之神主、且以爲譜第之氏人、件神殿并舍屋、偏以私力、悉遂造畢、是則社家之力不費、土木之難成之故也、抑神殿之外舍屋、元是爲板葺、今皆改檜皮、加之神殿舍屋、或增間數、或令新造、以金銅爲金物、施莊嚴、加莊嚴、

大廈之構、不日修功、是依致信心、自可叶神慮者歟、勤勞已超前蹤、感應盍叶來葉、唯恐將來破損之時、自寄八箇國、仍以國司任重任功、國司造營例、粗注大概言狀。

此景弘の言文は、首としてあやしくも託宣に任せて、上官宣旨を給ひ、又遠く諸國の重任造營の例を引く、蓋此神殿に從前上卿宣旨の例なく、又重任造營の例なし、故に從來の修理に應る所ありて、清盛在朝の日に、此申請を爲し、而、即本書の寶殿莊嚴は、此時に其典型を立てたるを知る、後七十年、仁治二年、神主重賓の造宮願狀には、

正殿壹宇 內宮分

大宮御方御寶殿九間二面 樓蔵一宇

三之御前寶殿九間四面(中略五字) 平橋二十八間

平舞臺百二十間(中略四字)廻廊九十三間(中略一字)

客人御方御寶殿六間二面 樓蔵一宇

三之御前寶殿七間二面 御供屋號拜殿三間三面

廻廊二十三間(中略十字)

外宮社(中略九字)

未造殿舍等 內宮分

山王拜殿五間二面(中略二字) 常行堂三間四面 (中略二字)

二階樓門一宇 有浦大鳥居一基(中略六字)

外宮分(中略六字)

今度御奉上、貞應二年達天聽、被仰下造進、當國々司更無土木之企、嘉禎元年爲被付國務、十二月始木作、同二年四月遂上棟、抽據用具遺畢、未造之員數、皆悉于右、抑當先度造營者、當時勸巧而階之増也、寶殿貝屋之華美、超過寶莊也、(四)御體玉殿之壯嚴、金玉耀光、錦繡畫色、皆不具帝畫之神社、而先度內宮一方之功程、一萬七千五十八石餘、准當時現功之日、縱雖減略、一倍之增也、三萬四千百十六石餘、當御宮一年之壯物、惣御支度、准宣米一千六十餘石、內宮御用途二百餘石、所殘八百六十餘石歟、然者連續六箇年之間、社用五千百六十余石也、如役功程者、宜當數任之功、雖須任中、終未造之土木、至于秩滿、遂御遷宮、長官親實朝臣、年齡餘十七旬、歸與在近、人命懸於一瞬、誰知其期、不如據力事、急令遂造宮、(下略)

とあり、仁安に比較して結構の狀亦改善ありしを見る、蓋清盛景弘の典型を本とし更に莊嚴を極めし也、爾後の修理も其舊模によりて加減したるごとし。(平語盛衰記には、推古帝の朝に、御寶殿幷に廻廊百八十間造立とあるは採り難し、後朝の世には廻廊殿閣の制、本社のごときものありしを聞かず、畢竟するに景弘重賓が、海濱の基址に就きて、新に經營の宮殿制を准用し、かゝる華麗莊嚴の樣式を示現したるのみ、仁安仁治の解狀と嚴島治華の大觀に參考すへし)○同書云、弘治元年、毛利宮島合戰の刻神殿すでに亡べかりしを、吉川元春の力にて其災を免れしこと陰德記に見えたり、されど神前を清めんが爲め、毛利氏より廻廊の板を改作せられ、永祿年中、毛利氏神前に於て和智兄弟を誅殺せられければ、今度改造を爲さしめられ、元龜三年成就し、神祇官吉田兼右下向して、遷宮の式いと嚴重なりし。

海面燭收月吐棧、青銅一築蒸瀬塔、東西賽去人初靜、
波搖長廊百八楹、 正墻通所

嚴島秘抄口傳集云、承安四年、嚴島へ建春門院に相具してまゐることありき、やよひの十六日、京をいでゝ、おなじ月廿六日まゐりつけり、寶殿のさま、廻廊なおくつゞきたるに、潮さして廻廊の下まで水たゝへいり、海のおもてに浪しろく立てながれたる、むかひの山を見れば、木々みなあをみわたりてみどりなり、やまにたゝめるがんぜきの石、水際にしろくしてそばたてたり、白き浪岸にうちかくる、めでたきことかぎりなし、おもひしよりもおもしろく見ゆ、次第の裝束いかばかり、よろこびよりもあまるらむ、われらが後世のはまけまし、たしかに聞きつるけふなれば、こゝろに後世のこと、他念なくまうす事をいひ出たりしかば、信おこりてなみたおさへがたかりき、太政入道、この御神は後世を申をよろこばせたまふよしまうされし、云云。○高倉院嚴島御幸記云、(治承四年三月、土御門內大臣通親作)宮島は空のけしき、そこ ろのありさま、眼も心もおよばず、大唐の潤心寺もかくやと見え、神山の洞などいりたらんこゝちす、宮島の有の浦に、神寶とゝのへたてゝ御拜あり、潮ひくほどにて御所へ御舟いらねば、はしふねにておりさせたまふ、三間四面の御所つくりて、うみのうへなぎさまで、廊をつくりつゞけて、しほみたば御船をさしよせん支度をぞしたる、廻廊のそたの濱をめぐりて、廊を通りてまおらせたまふ、客神の宮にまづまおらせ、大宮へまおらせたまふ、御幣奉てて、御經供養あり、金泥の法華一部、壽量品壽金經、御てづからかゝせたまひける、御導師公顯僧正まおりて、このよしを申あげらる、九重のうちをいでゝ、八重の汐路をわけまおらせたまふ御志など、きく人涙をしぼりあへず申上ける、神主景賢くらゐあげさせたまふ、宮島の座主阿闍梨になしたまふ、安藝守在經加階ひとしなあげさせたまふ、夜に入りにしかば、こよひ御逗夜あるべしとて、まおらせたまふ、內侍どもあつまりて、夜もすがら御神樂あり、更るほどに、七になる小內侍まるに、神つかせ給て、或は倒れふして、時中ばかり經入り、繩へていきいづ、或は氣高き女房、うしろの障子にうつりて、寶殿に向ひたまへるすがたを、見たるなど申人もあり、常にありとおぼえぬ匂ひ、神殿のうちよりかうばしくにはひでし、あまたおどろきさわぎあひき、誠に高遣の神女はかの瑤臺におりて、常の[illegible]に

りて、朝に雲となり夕には雨とならんと、契りたてまつりけんあとも、かくやとおぼゆる。〇盛衰記云、ある僧西國に修行し、嚴島に詣て、本社の景氣を拜すれば、後は翠嶺山高くして、吹風効驗の高き事を示し、前には巨海水を湛へて、波瀾弘誓の深きことを表す、潮水廻廊を浸すときは、紺瑠璃を瑞籬に敷くかと疑はる、引汐神前を去るときは、合浦の玉を庭上に蒔かとあやしまる、和光同塵の利益は、何れもとりどりなりといへとも、海畔の靈に契を結び給ふらむ因緣、誠に知りがたし。〇西行法師撰集抄云、安藝のくに嚴島の社は、後は山深くしげり、まへは海、左は野、右は松原なり、東の野に清きながれあり、これを御手洗と云ふ、御社三所おはしします、またすこし前の方に引退きて、南北へ三十三間、東西は二十五間の廻廊侍る、潮滿つるときは、廻廊の板敷の下まで海になる、汐のひく時は白沙五十町ばかりなり、然はあれども、汐のさしたる時參れば、舟にて廻廊の中までまゐるなり、氣高くいみじき事たとへもなく侍る、但いかなる御事やらん、御簾のうへにぞ御正體の鏡をかけまゐらせて、御簾の下にかけまゐらするなり、かの御神は女躰の神にておはしますれば、かくはならはせるやらん、おほかたは、御社は山上にあがり、廻廊は平地にあり、東西南の三方晴わたり、殊に心もすみ侍るところに、鹿を狩らざれば御山にて小鹿なき、草に露おち虫のこゑさかりに侍りし、なに心なき人も、この御社にては心のすむなるとこそ申傳へて侍る。(按ふに撰集抄にいふところよくこの地の景勝にかなへり、但し其頃は本社の左右に松林原野ありしとみゆ、今は市街つらなり、多く堂社を造けり、いま御盥川の裔にながき松原あるは、後に築るものなり、御盥川は東に清き流れありと云へる、これなるべし)

伊都岐島神は、宗像の三女神を祭る、三女の一を市杵島妃と云ひ、筑紫に其古傳あり、之を安藝に移せるは、抑傳へて推古帝の時と云ふも、皆後人の附會、悉く信を取り難し、嚴島記に「推古天皇御宇、端正五年、内舍人佐伯鞍職と云者、釣の爲めに恩賀島に徘回しけるに、西方より紅の帆擧たる、船見え來る、船中に瓶あり、瓶の中に三人の貴女あり」云々とあれど、此緣起は、長門本平家の詳に如かず、

長門本云、嚴島大明神と申は、旅の神にまします、佛法興行の主、慈悲第一の明神也、娑竭羅龍王の女、八歲の龍女には妹、神功皇后には妹、淀姫には姉也、百王を守護し密教を渡さん謀に、王城近くと思して、九州より寄給へり、其年記は推古天皇の御宇、端政五年癸丑、播磨國印南野に、七鏃鳴鹿あり、帝聞食ならばやと諍言あり、佐伯藏本承りて、河内國柄明神の檀を取て弓に作り、印南野に分入、件の鹿を射取て見るに入る、此鹿金色にて、公卿僉議あり、昔金色の鹿有き、是檔香也と云り、然れば檔香を殺害の罪科深しとて、安藝國さゝら濱(按にさゝらは佐西か)に流さる、藏本或日釣舟に乘などして、此濱つたひありく所に、或日沖の方を見れば、紅の帆引たる大船一艘出來、近づくを見れば舟には非ず、瑠璃の壺に赤き幣を附て、順風に任せて寄たり、如何と見る所に、壺の中より日出たる貴女の十二一重に成見え給ひ、我は是西國に有つるが、思ふ心有故に、遠に遠旅せり、食物絕て漢に臨めりと、(中略)

大宮より左八右九中は十六

かゝる御託宣につきて、其數の白米を奉供す、今は飢を休めぬ、我此所に住んと思ふとて、藏本先達として島廻す、

アヲユケ、ムカウ、アリノ浦、ヲイシマ、ヨウヘ、コモリノウラ、三笠ノ濱、

(御賀島)

此所々御覽ずるに中にも、コモリ浦三笠ノ濱と云所を「アライツクシ」と仰られたりしを以て、嚴島と號す、元は御賀島と申す、其故は神武天皇長門國に移住せ給ふ時、此島の勝景殊勝なる由聞召、渡らせ給ひ、御賀の舞をせさせて御覽あり、波の上に舞臺をしつらひて、舞島の舞を遂させらる、折節夕日波に移りて、山の端も色餝られたり、かざしの花を動し、舞の袖を翻すに、帝御感の餘に、御賀島とぞ仰らる。

按ふに、長門本緣起は、宗像神、海童神、八幡の祖神、神武天皇の東征、井に佐伯部の配流等を取合せて文を成したり、頗古意多し、紛亂の餘と雖、其眼目、宗像神を移したるは疑ふべからず、八幡愚童訓にも、神功皇后御髮を河に濯しませば、水神の二童女御髮を二に分つ、此童神女は嚴島大明神、次の女は宗像大明神と顯れ玉ひけりと述ふ、亦傍證に供ふへし。又其海島に鎭座したるは佐伯部の海部に崇敬せられしに由り、後國造佐伯氏の氏神たりしことも明白と謂ふべし。かくて此神、類聚國史弘仁二年、名神明幣に預り、延喜式に列し、名神大社と爲りぬれど、未た他の大社宗像住吉八幡と相對比するを得ず、六國史に多く伊都岐島の記載なきは、其情實を推すに足る、平清盛の時に至り勃然として光彩を發し、越前氣比宮と井稱せらる、保曆間記に「越前氣比の社は金剛界安藝の嚴島は胎藏界なり、嚴島の社破壞してなき如し云々」とあれど、是は特に嚴島を揚けて氣比に對比せしめし語のみ、氣比は本來嚴島の上に在り、治承中に至り平氏皇后の御願により、嚴島を進めて二十二社の列に加ふべしとの廷議起る。(百練抄に見ゆ)蓋嚴島の盛は此際に極まり、遂に平氏と其衰を共にせんとす、然れとも神主景弘は猶在り、公家井に源氏の倚賴を失はず、以て滅亡の否運を挽回したり、(賴朝の祈願書は本社に藏める)東鑑(文治三年)云「去々年平氏討滅之時、於長門國

海上、實寄彼失、雖被擒求、于今不出來、宿[illegible]御[illegible]、御[illegible]島神主安藝介景弘、以海人依可被搜索之由、申候者也、早可仰御西海[illegible]之旨、被宣下、仍今日有沙汰、可被[illegible]之由」と、景弘與立の功、亦想ふに餘りあり。○續群書類從本、嚴島御本地に

せんやうさう、安藝の國、さゝいの郡、とかけ村に來生濟度の爲めに跡を垂れ給ふ

と記す、とかけ村と云ふこと他書に見えず。

本社の別所外宮(ゲグウ)は、佐伯郡の陸地に在りて、今地御前(チノゴゼ)と云ふもの是なり、配祀の客人(マラウド)神は、社說に五座と云ふ、三女神に關係ある神々なるべけれど、今詳ならず、[illegible]宮は別項に見ゆ、又大伴(オホトモ)は國造神主佐伯氏の祖神なり、江(エ)比(ビ)須は別項に其說あり、今門客人と云ふ者卽江比須也、嚴島記の舊文に「本地正殿御鏡三面、[illegible]內證則大日也」とあり、三女神をば合せて一座に數へしに似たり。

嚴島　　　　長　梅外

紺欄白平相、崇祠擇海中、遺蹤[illegible]勝事、絕代想雄風、失路[illegible]滿、入門[illegible]圖通、夜遊秋月白、春[illegible]霞紅、

一本祠の後方には本地堂ありて、(中世常行堂と云ひしに同しかるへし)本尊十一面觀音を置き、一夏九旬の[illegible]供養を行ひし所と云ふ、今[illegible]す、又西の岡に多寶塔あり(其丈五尺、高八間)大永三年建立と云へは、大內氏の寄進にや、宮島合戰の時、陶入道この塔岡(タフノヲカ)を本陣としたり。大經(ダイキヤウ)堂并に五重塔は、本祠の右側丘陵に建てたり、大經堂は俗に千疊敷と云ひ、桁二十間梁十間五尺、天正十五年豐太閤の本願により、安國寺惠瓊之を奉行す、五重塔は大內氏の寄進と云ひ、應永十四年造立。大經堂の下に[illegible]藏二棟あり、一を[illegible]藏と云ひ、一を[illegible]法[illegible]藏と云ふ、宋版高麗版の兩種を納めたり、其高麗版は天文中大內[illegible]朝鮮に求めて遂に[illegible]りしかば、[illegible]光王寺の舊藏を寄進したりと云ふ、宋版は傳來を詳にせず、平氏の寄進にや。[illegible]の傍には校倉あり、此校倉并に大宮寶藏に稀世の名器文書を置く、(中にも世に聞ゆるは平家一門の人々の書せる經卷あり)又文庫は名山藏と稱し、二十一史十三經以下の漢籍を納む。

觀嚴島神庫詩、并序、　　　　山陽

辛卯孟冬十八日、奉母詣嚴嶋、因祠官佐伯子幹、得觀神庫所藏古物、遂命舟同諸歸舘、次第二十八韻、以紀卽日之事、且以謝子幹、

唐字[illegible]頭、玲瓏[illegible]圖、神庫依絕境、秘藏千古物、海商所呵護、相戒[illegible]鎗鑰、世守吾所知、前緣恣覽閱、[illegible]平族寫、[illegible]紙字栲栗、晶軸金泥題、銅函卷弄八、[illegible]繪圖、[illegible]辯詰、[illegible]法均兒女、佞媚[illegible]神佛、威福滑雪冰、擬道存[illegible]筆、(平族所納法華經每卷引首畫所[illegible]手書者)痛哉養和帝、[illegible]衣[illegible]、託[illegible]虎家、[illegible]骨[illegible]窟、獨[illegible]小松公、[illegible]甲[illegible]、[illegible]門、[illegible](有內府遺甲[illegible]任時所納)世代[illegible]、芳[illegible]列、仁山納寶刀、[illegible]其[illegible]、[illegible](足利尊氏至此地[illegible]光[illegible]乃[illegible]東犯)阿[illegible]、[illegible]玄札、何[illegible]及[illegible]、空恃防身[illegible](大內氏所[illegible]甲[illegible]工[illegible])更見[illegible]、[illegible]、劍首[illegible]、三玉[illegible]一、毛公[illegible]時、[illegible]血、[illegible]神所右、[illegible]前日(毛利元就[illegible]劍、克[illegible]時、[illegible]神)[illegible]長刀、[illegible]秀吉一[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日[illegible](太閤[illegible]及、[illegible]時所納)人事[illegible]、神山長[illegible]、大息[illegible]、[illegible]、同[illegible]今古、夕陽金[illegible]、

本社の奉仕者、舊六箇樂の名ありて、座主、上卿、祠師兩棚守御灯と稱す、座主は大聖院なり、上卿は三宅刑部を家の通稱とし、源姓とも藤姓とも云ふも、實は國府の田所職にて敎使代なり、祠師は卽禰宜にて、野坂兵部を家の通稱とし、佐伯姓と云ふ、(東[illegible]太平記に禰宜石田六郞左衞門尉貞時あり、不審)近代棚守は二家ありて、大宮棚守左近將監は[illegible]行と稱す、客人[illegible]守は右近將監と稱したり、然るに左近は野坂氏と云ひ、右近は田氏と云ひ、共に佐伯景弘の末なりと云ふ、一說、永久年中周防前司親實神主に補せられ、櫻尾城に住し、子孫累世ののち大內義隆に攻滅せらると、此親實も實は佐伯景弘の裔にて嫡流なりしならん、棚守は庶流にや。[illegible]云、棚守職は雅樂を兼ね司り、五位に叙す、本の氏は佐伯にて苗字を野坂と呼びけるに、いつの頃よりか其の職名を用ひける、卽ち遠祖は佐伯鞍職なれば、實に瓜[illegible]連綿たる系譜なり、年中の雜案多き中にも、殊に六月二日管絃講といふは、神人氏人等を相集め宴を爲す、坐に連なるもの凡千有餘人、終日酣暢すいみじき饗會なり、相傳ふこの島に丸山九太夫といふものありけり、射術に[illegible]を得たりしかば、鎌倉右大將富士の狩にめされしとぞ。○備後國郡志云、嚴島社司有六家、曰祠師、曰大行事、曰小行事、曰檢校、曰橫竹、曰修理行事是也、上卿各六家之外又稱神主代、言古神職佐伯氏常在櫻尾城、上卿代神主以修祭(按に嚴島に常住の上卿代三宅氏あり、之を神主代とも曰へるにや、國郡志の說疑ふへし、之を要するに本社は、氏人の嫡流たる佐伯神主は櫻尾に斃亡し、爾後神主を缺く、近世六家昇殿役は、野坂所の二流に分れ、并に氏人なれど、神主を置かず、又田氏所氏と云ふは、并に田所の省略にて、佐伯姓也、集古文書に收めたる、建曆二年伊都岐島社解狀に、小行事、修理行事、大行事、案主、祠師等の連署ありて、各種國造佐伯某と云ふ、極國造とは、此頃まで佐伯一[illegible]の人々に、安藝の國造極國造の任補ありて、正[illegible]の外は極國造を先證させるならん)○永仁六年下知狀「可早[illegible]部大夫[illegible]、[illegible]知安藝國嚴島社[illegible]主職并同社領等、京都地、五條[illegible]京極、[illegible]、六波羅地、六條東大路、鎌倉地、東御門[illegible]所事、右以亡父前下野守法師[illegible]跡、所被配分也」(集古文書)按

に仁治年中の親實は景弘の孫なるべし、親從親重も親實の孫か曾孫なるへし、親實(東鑑に見ゆる周防前司親實即此人歟)以來神主を全く鎌倉殿の家人の列に就きしを知る、海東諸國記に「公家、戊子年遣使來賀、書稱安藝州嚴島太守藤原朝臣公家」と見ゆ、棚尾の神主なるへし。

○本祠奉仕の巫女を内侍と云ふ、神主景弘の時、此内侍に才藝姿色絶倫のものありし事、平語盛衰記并に御幸記に見え、其風流世に傳唱するごとし、本祠古文書の中に通憲入道信西の三子、法印靜賢、僧都澄憲、右兵衛督成範の序識あり、社頭の壯嚴は龍宮城に似たるを云ひ、更に内侍の事に及び、

「云容貌、云才藝、已非邊土之儀、尤可謂神力、其中舞妓事、先人殊以賞翫、而平治之亂以後、永隔視聴、今及數年、忽見往事、懷舊之涙、不覺自落云々、

黑改名神全□□□候、宿命改名候也、可被附世親當樹候、双美人也、先人所作今樣一首、

牟尼の教釋ひろめたる、四流の菩薩はおほかれど、千部の論主といはれたる、世親龍樹はすぐれたり」

詞意玩索すへし。○嚴島の舞樂は、亦中古の遺制を傳ふる者とす、中にも拔頭舞は難波四天王寺にも斷絶したるを、此島に傳へしとて、殊に推稱せらる。

嚴島圖會云、六月十六日を宮島祭とす、其夜船三艘を大宮の池に艤し、之を連結し屋形を造り燈籠を羅く、これを御舟組といふ、十七日申の刻、大鳥居の正面より乘出す、その行儀最嚴重なり、是を御船泛といふ、かくて伶官樂を奏し、衆僧偈院を唱へ、地御前に押渡り、火焼岩の邊にて燈を擧く、それより外宮鳥居の内に御船をいれ、樂を奏し、御船を引く、その後御船を廻らし、中流にて奏樂讀經して、嚴島へかへし、大鳥居の内へ漕入れ、この夜廣島府下より御供船とて、百餘艘をいだし、御船の行儀に隨ひて進退す、其粧ひ甚壯觀にして、舌端筆頭の書すべきにあらず、およそ二階屋形、舳屋形を作り、金銀をちりばめ珠玉を錺り、船の上には綾の水幕、紅紫水上に耀り、燈花波間に漂ふ、比しも六月の暑き空ながら、凉風頻に來りて萬人夏をおぼえず、或は地に碇おろし或は舟に棹さして、祭儀を拜見せんとするもの海上に充滿して、織纜相つけり、實に海内の大祭、當社の盛事なり。

嚴島の神封の事は、平清盛安藝任國以前には、左のみ多かりしと想はれず、平語の「推古の朝に、神領四十八箇所」盛衰記の「[illegible]政五年、御封田百八十町、修理料山八千町」は皆信を取り難し、古文書に據るに、仁平四年、當國高田郡三田郷司藤原親實あり、之を最先とす、即清盛久安二年任國の後とす、其後嘉應三年の壬生庄、安元二年の高田郡七箇郷、治承四年の安摩庄等、幾多の神領は皆景弘の時に賜與せらる、鎌倉室町の兩府を經て、其間消長あるも尚大差なし、戰國の頃に及び、其神領皆武士に押領せらる、佐西郡は其近境の神領なるに、尚武田氏に侵されたり、天正の頃に至り毛利家より神領を定められ五千石の高ありしとぞ、福島家の時、益減削したり千石にも及はざりし歟、江戸幕府の時は朱印を給せず、國主より黑印を出たし、且支給する所ありしと云ふ。

大願寺(ダイグワン) 當供僧坊なり、眞言宗を奉ず、龜居山放光院と稱し、本社古文書文治二年のものに、本願寺とあるも此大願寺に同しかるへし、大元(オホモト)松原に在り、開基詳ならず、了海上人を以て中興の開祖として(了海は建仁の比の人也)大宮修理の司として、一島の巨刹なりき、僧徒數多を領藏す。○水精寺の座主坊は大聖院(タイシャウ)と稱し、眞言宗、舊別當職なりしが、近年燒失し、彌山の求聞持堂に其名義を傳ふ、此座主坊は大願寺と相匹敵し、其林泉は殊に幽雅無比なりしこと、[illegible]臣長嘯子の紀行に見ゆ。○西方(サイハウ)院は東坊と稱し、天正年中、仁和寺御室仁助法親王の寓止したまへる所とす、法親王遂に此島に薨去したまひ、赤埼に葬る、今御室山と申し奉る。(國志)

(大聖院址)

毛利元就記云、弘治元年十月、陶入道嚴島へ取渡り、宮尾に陣取、元就聞て大に悅び、龍も海に遊ぶ時は如何ともすることなし、せゝらぎの淺水にあらば自由を失てん、猛虎の陷に落入たるごとき陶を打取こと、掌の中に在りとの給ふ處に、恰野島久留島船百艘合力として、廿日市へ乘入ければ、彼是都合軍船四百八十艘にて、元就の軍兵は一門一人も不殘、夜半に宮島へ取渡り、西倉の上の山へ打登り、船は悉く地へ漕戻させ、元就自身鯨波の頭を揚て、陶か陣宮尾へ押寄給ふ、陶油斷の折節にて、一合も不合彌山に迯上ける、押付追に攻殺へば、陶は彌山にて自害す、其外打取こと四千七百八十人と云ふ。

大元神社(オホモト) 伊都岐島本社の西北なる濱に在り、祭る所不詳、島の地主神、もしくは本社の舊址の心なるべし。

嚴島道芝記、大元大明神、御殿巽向にて、鳥居は巽向なり、大元尊神と號し、天地かいびやくの元神、國常立尊也、相殿神二座は此島に故ある御神といへり、されば長濱えびすと此御社と兩方向ひたゝせまします、是も故ありけるや、鳥居はいづれも海の面へむきて、社と相そむけり、毎年六月十七日舟管絃は長濱にてはじまり、大元にて終る、今此兩社には籠所とて、大宮のごとく寮所あり。

西遊雜記、相つたふ、此島往古は大本(オホモト)明神の社地なりしを、清盛公の下知として、大本の社をばかたはらに移されたり、されど生土神と心得てある事にして、大本明神の神主を上卿市正といふ、嚴島の御やしろより一町ばかり西のかたに、少さき社ありて、今に市中より地借の代をとる事なり、尤いにしへを忘れざるは、田舍の風俗にて、殊勝ともいふべし。

紅葉谷(コウエフ) 宮島の一溪にして、今亭館の設ありて客を延く、小澗幽邃、一水潺々として石上に奔れり、岸の兩邊には

楓樹多く所の名實にそむかず、三伏の炎暑には青葉が蔭に假庇を設け、茶を賣衒をつくりて客を待す、一區の勝地なりき、嘉永年中より亭閣の設をはじめ、今や此島に於て第一の遊樂場と爲る。

彌山（ミセン）　宮島の最高峰にして、標高四百五十五米突、又御山（オヤマ）と呼ぶ、地勢與軍港呉鎭島灣の門戸を制爲す。○國會云、彌山は大宮の後なる靈峯の事を云ふ、登路十八町あり、傳へ云ふ弘法大師こゝに、梵閣を造立し、山の形の突兀たる須彌に表して、彌山とは號したまへり、一說にみせんは御山の義にて、もと明神のおはします山なるを以てかく稱せり、然るを佛場を開きて後彌の字にかへたりともいへり、その形勢や、前には巨瀛を望みとして青海の鰐崎せるが如く、後には巨海漫高くして、皎月眞如の光をやどせり、白雲頂上に靈靈、松杉蒼茂として山勢星相也、木閣々たる佛閣堂塔、嶺を仰て不退轉の地を占め、護摩修法の聲たゆることもなく、鈴錫の響聲々として空に滿つ、げに靈神の靈區木客の巣穴とはこの嶺のごときをいふなるべし。彌山の下に飛泉あり、瀧宮（タキノミヤ）此に在り。平家物語云、上皇嚴島へ御參着、入道相國最愛の內侍が宿所皇居になる、中二日御逗留有て、經會舞樂行はる、結願導師には公顯僧正高坐に登り、鐘打鳴し表白の詞曰「九重の都を出させ給、八重の潮路を分けて、遙々と是まで參せ給たる御志の忝さよ」と高らかに申されたりければ、君も臣も皆感涙をぞ催されける、大宮客人を始進らせて、社々所々へ皆御幸なる、大宮より五町許山を廻らせて、瀧の宮へ參せ給。

日もくれにしかば、瀧のみやへ参らせ玉ふ、公顯僧正歌よみてかきつけける、

雲井よりおちくる瀧の白糸にちぎりを結ぶ事ぞうれしき、〔高倉院御幸記〕

(瀧宮)

二王門は金剛力士二軀をおけり、登路十五町目なり、水晶岩は二王門と大日堂の間にあり、丈餘の大石にして、中央に穴あり。大日堂は麓より十八町、彌山の本堂にして、所謂[illegible]寺是なり、大同元年に本堂建立、弘法大師の歸朝まさに此の年にあたれば、海路の序にたちより給ひて、開き給ひけりと傳說す。滿干岩は同所にあり、岩の半に柁を容るゝばかりの小孔に、潮水ありて、いかなる旱年にもかるゝ事なし、且海潮の干滿により增減すと傳說す。○鐘堂一宇此に在り、梵鐘を吊下す、其銘云、

「伊都岐嶋彌山水精寺、奉施入、治承元年丁酉二月日
建立聖人永意、施主　右大將平宗盛」

求聞持堂（クモンヂ）は桁二十五間梁十五間、本尊虛空藏、この堂は弘法大師求聞持修法滿坐の靈場にして、聞持の火今にたたず、凡求聞持の道場廿四坐ありて、修法の行者一日も欠くる事なし、長享元年に再興ありしを、又近時焼失再興す、曼陀羅石は求聞持堂の下なり、數十丈の盤石にして石面平かなり、大師石面に梵字を書し、また眞字にて「三世諸佛、天照大神宮、正八幡、三千七百餘座」と鐫みたりと云ふ、近年漫滅に歸したり。三鬼堂（サンキ）は絕頂の一層に在り、三鬼とは追帳鬼、魔羅鬼、時眉鬼の三なりと、近年三鬼神社と改稱す。

奧院大師堂は山中の深溪に在り、陰德太平記曰「弘中三河守隆包は、陶入道やみ／＼と落行ければ、口惜しきて齒嚙して彌山に登り、奧院にて腹切べしと、三百餘人分上りけるが、次第に落行ける程に、殘る兵百騎ばかりになりにけり、龍か馬場とて彌山に對せる嶺上に攀上り、防戰三日、力盡きて死す」。

按に、弘法大師此山に佛宇を營（スキシヤウ）くと云ふは信用し難し、治承元年の鐘銘に彌山水精寺建立上人永意とあれば、此永意の開創と爲すべし、然れども平家物語に已に弘法開山の說を載すれば、永意開山の後幾年ならずして、弘法開山の說は世に行はれしを知る

(水精寺)

我朝に密宗の渡る事は、嚴嶋明神の御方便也、然西國靈門（カイ）崎を去て此島に移らせ給ふ事も、併此方之便也、弘法入唐の時は、先此島に詣て給ふ、大明神新に御誓約有て、我神武天皇御代の立始に、供御の雖なるが故に、靈門山に居すと雖、是を去て此島に移たる事、併此爲也云々、大明神は御妹淀姫に仰て、御父娑竭羅龍王に申して云々。

此緣起は、靈門崎の海畔の女體玉姫を、市杵島に混同したる者なり、然れども此神は佐伯氏の氏神にして、弘法も讃州の佐伯氏の子なれば、巧みに牽強せんには、尙方按もあるへきにあらなかし。

有方錄、(寬政八年) 嚴島周囘七里、上以石奇秀、下以木淸勝、中土肉肥膏、以樹繁蔚、天造之奇、世罕儔也、釋曇暐有詩曰「大海中分玉女峰、碧層崢嶸幾代宗、我雲心遙相逆、浪濤環繞十二重」據之可知雄壯之景也、登山僅六十步、溪流自樹底來、與石相捋、而飛散、視落所由源、未詳而水猥集、以山之[illegible]、鍾清秀之氣、石激水汁、淺流其有餘者、有瀧宮、堂宇理新、水落于南崖之下、纔々如簾而出之、曰白絲瀑、有小亭以爲翫賞之所、有金石峯山、[illegible]然上高下卑、曰南海石、過此有華表、有二天門、制造古質、像不猙獰不凡、立當門中、當使諸魔邪魔、欲入而不得也、門中有石[illegible]、[illegible]立不[illegible]、井水一口在其前、清而盈滿、左有支[illegible]、二大石相枕倚、狀如屋蓋、其下指天女、無復他所有、從原路而上、有大日堂、兩楹間揭記文、石川丈山所撰、堂後大石累壺而累、高數十丈、道曲折過其間、如蟒蛇出沒、又有[illegible]石、狀如傾[illegible]側面有穴、碗大許、潮水不乾、特與下潮汐消長、絕頂巖巖出、無復寸木、以足蹈其石、磊々然、餘勢入雲、坐此以觀東南海、與白雲靑、波濤上、現出百態萬象、南下双石枡立、毘沙門堂、有古鐘一口、掛之樓上、左折更下、得三仙祠、未詳所祭、更進入谷、有弘法大師堂、園

之奥院、幽邃可観、或有息心之士、必所萃焉、山翠畢此、右折以上、復始達二天門。

今七浦とは杉野浦、(聖埼)腰細浦、(彌山の直下にして、宮島瀨戸にあたる)青海苔浦、山白浦、(島の南角、革籠埼に近し)洲屋浦、(島の西南角にあたり、玖波に對す)御床浦、網浦(伊都岐島本祠の西)是なり、俚謡に「安藝の宮島、まはれば七里、浦はなゝうら七江比須(エビス)」と云ひ、各浦に江比須祠あり、此江比須は本祠にも配祀し、仁安仁治の舊記にも見ゆ、江比須又戎にも作る。

江比須神は、攝州西宮に於ては、夷三郎(エビスサムラウ)、又は荒夷などの名ありて、延喜式大國主西神社是なりと云ふ。然れとも、此なる江比須は、佐伯氏の部民なる海人(アマ)の祭りしもの歟。抑佐伯氏は、景行紀に蝦夷を安藝に配置し、是れ佐伯部の祖なる由載せたり、然らば此江比須は彼佐伯部の蝦夷の祭れるを、世に江比須の神とは云ひし也。且西宮の夷神も此なる佐伯部の神に同じからんには、延喜式大國主西神社と全く別異のものとす、嚴島より攝州へも移したるにや。

再考、攝州西宮の戎社は、延喜式大國主西神一座なれど、後世は二座二所と爲り、仲資王記、建久五年、廣田の末社戎宮怪異の事を錄し「元久元年八月十四日、今夜戎三郎兩社、遷宮夜遂了」と載せて已に二座兩社たり、同書建暦三年廣田南宮修理とあるは、南宮(ナングウ)即三郎殿にて、攝津志に

南宮、今在西神社境内、相傳戎神代主神、故宮内在村西、稱曰沖荒戎飼此、按西神南宮舊隆事跡、以西神爲先、見式、南宮爲後、見歌合

と述ぶ、然れとも西神南宮已に別神とすれば南宮を事代主と爲すは誤れり、猶西神を戎宮と誤るに同じ、廣田社歌合(承安二年歟)

世を救ふえびすの神の誓には漏らさじ物を數ならぬ身も　安心

とあり、夷ならぬとは夷と云ふ語に反照すれど、何神と云ふこと明白ならず、後世、伯家部類、廿二社本縁等に戎宮は蛭子尊を祭ると云へど、西宮と南宮とを混同し、皆古意古義にあらず。佐伯部の神のみ。

尚、嚴島神は、俘夷の野人海民などの、專ら崇敬したりとおもはるゝ事證は、此神の誓願は、獸を導き魚を助け、而も其殺生を戒め給はずと傳稱したり、其は盛衰記に、新院自嚴島還御の段に、通親の御前に參て申さるゝ詞に、

あはれ御影に立給ふ西海の浪路かな、和光の恵とり〴〵にこそ侍れ、或は深山岩窟に瑞籬をこめて、野獸を導く神明もあり、或は海岸水邊に社壇を並て淵魚を助る靈應もあり、實に嚴島の景氣、拜し奉り候し果田にこそ侍れ、

又砂石集に「生類供神明不審事、安藝嚴島の社頭へ、海中の鱗類供しけり、和光の本地は佛菩薩也、殺生を戒め給ふべきに、此様大に不審なり、是は神明に供せんと思ふ心にて、咎を我に譲て、彼は罪輕く殺さるゝ生類も、報命盡てなにとなく徒に棄べき者を、我に供する因縁によりて、佛道に入方便をなすと、示現したまふ」と云へり、此祠の山海漁獵の野民の崇拜に起り、後かくも名神とはなりたまへるならん。

青海苔浦(アヲノリ)　國會云、陶全姜敗死所は青海苔の浦より、おく山にいると十三町はかり、高安が原といへる地なり、陰德太平記に曰く、陶家臣、山崎勘解由さらば一曲謠はんとて、聲はいと美しくて「五貢派色の秋なれや、落る木の葉の盃、飲む酒は谷水の、なかるゝもまた濱川、水上は吾なる物を、ものおもふ時しもは、今こそ限なりけれ」と謳ければ、入道盃を民部納め候へとてさゝれしかば、承候とて頂戴し、水たぶ〳〵と受たりけり、其時入道いで今はの旅の首途に、一さし舞べしとて、腰の刀を抜て差驟し、音たからかに揚て「雜兵の手にかゝらんよりはと、思定て腹一文字に、搔切て其まゝに、修羅道にをちこちの、土となりぬる青海苔山の、無き跡とひてたび給へ」とまひ納めける。

革籠埼(カハゴ)　宮島の南角にして、大野瀨戸の南口にあたる、其邊濱を山白浦と云ふ、(平家物語に島めぐりの地名を擧げて「アヲユケ、ムカウ、阿利ノ浦、ヲイシマ、ヨフヘ、コモリノ浦、三笠ノ濱」とあり)又埼の西に岩嶼あり、可部(カベ)と名つく。

阿多多島(アタタ)　革籠埼の南東二海里、大黒神島の西北三海里方十町許の島山なり、防州岩國新港の東三海里。

今川了俊筑紫道行振云、東の方さし出たる山の崎と、いつくしまのあはひ二十町ばかりへだてたる中に、小島のさゝく〳〵しげに見ゆるがひとつ侍る、これなむ小黒島といふなるべし、この島のあたりをあたゝとぞいふなる、

しま守にいさ言とはむたがためになにをあたゝと名にしおひけむ、　源貞世

其の南に横ふ島あり、まさかりのせとゝぞ申すなる。

宮島瀨戸(ミヤジマ)　宮島と那沙美(ナサミ)島の間にして、安藝灘と廣島灣を連結す、之に向ふものは、阿多多島の東側より北進し、廿日市、草津、江波并に宇品等に到るべし。

嚴島　星巖

群蠻青領鏡中天、似坐瑤臺望列僊、寰榜飛光金礁碍、
雲衣落影白蒲煙、千年老蚌胎應滿、半夜長鯨目欲燃、
巧鷃何人竊燕哺、聽他瀧女獻珠還、

周防國

（周芳）

周防國（スハウ）　東北安藝及び石見、西北長門に至り、南方は海なり、其沿岸に島嶼多し、面積凡百七十方里（島地凡十三方里）六郡に分ち、山口縣の管内とす。

周防は和名抄須波字を注し、古書或は周芳に作る、古事記に「天津日子根命者、周防國造之祖也」と載せ、國造本紀には「周防國造、纒向朝、茨城國造同祖、加米乃意美定賜」とあり、茨城國造即天津彦根の後なれば、相合ふ、然れども國造本紀別に大島都怒の二國造を載せ、大島國は後の大島郡にあたり、都怒國は後の都濃佐波吉敷の三郡にあたれば、周防國とは當時專ら玖珂熊毛の地を指せしを知る、熊毛郡に周防てふ郷名存す、國郡制定の際、二國の地を周防に合せしを見るへし。（景行紀に周芳娑麼、また仲哀紀に周芳沙麼に作る〻據、沙麼は都怒國の域内とす、按ふに上古は周芳を大島都怒の汎名にも用ゐ、又三國の總名にも用ゐしごとし）

天武紀「十四年、鐵一万斤、送於周芳總令所」とあり、文武紀四年に「以波多朝臣牟後閇、爲周防總領、以上野朝臣小足、爲吉備總領」ともあり、當時周防を以て安藝長門を兼併統轄せる一官ありしを知る、是吉備總領に對する者なるが、其管轄未明著ならず。

周防名義詳ならず、蓋海灣に須波なるへし、都濃郡二俣神社の古文書に、建御名方神出雲より此に逃來りしを、建御雷神に攻められ、須波と稱さて信濃國へ驅け去り玉ふとありと云ふ、此種類の解釋は、往々古風土記逸文にも見ゆれば、或は舊說なるべし、然れども地名の眞解としては、舊說古傳といへども、信を取り難きものあり。（周防は修めて周州（シウ）、又防州と云ふ、防州（バウ）は殊に世に行はる。）

（防州）

周防灘（スハウ）　水路志云、周防灘は内海の西區にして、最闊瀾なり、然れども著しき深水なし、其中央の水深は概して十五尋乃至二十尋なり、此灘は北は周防長門、南は豐後豐前の海岸に由り、東は姫島祝島に由て界し、其西界は則ち下之關海峽にして、其長さ約四十里なり。

按ふに、周防の東限を姫島祝島とするは疑惑なき能はず、此界說に從へば、上之關以東は伊豫灘と名つくへく、周防の大島は安藝伊豫の兩海間に介在することとなる、當時の海客の周防灘と云へるは、周防の州郡の沿海の謂にて、今時の界說と稍其趣向を異にす、此の類の異同古今其例多し。（古書に佐波海（サハノウミ）といふは此に同し、佐波郡參照すへし）

（佐婆海）

玖珂郡

玖珂郡（クガ）　本州の東偏にして、今二町三十五村、人口十四万、郡治は岩國に在り。地域は三區分すへし、一は岩國川の水域にして、一は其南西に隣れる島田川の上游とす、尚其以南なる大島瀬戸附近の海村も本郡に屬す、面積合五十六方里許。

玖珂は和名抄「珂音如苛」と注す、名義不詳。續紀「養老五年、分周防國熊毛郡、置玖珂郡」とあれば、上古の周芳國は專ら玖珂熊毛二郡の域を指ししを知る。

石國郷（イハクニ）　和名抄、玖珂郡石國郷、今岩國町、麻里布（マリフ）村、藤河村、小瀬村等是なり、北は山國郷小瀬川に至り、東は海、南は由宇川とす、岩國（イハクニ）山在り、

周防なる磐國山を越えむ日はたむけよくせよあらきそのみち（万葉）太宰少典山口忌寸若麻呂、

方角抄云、安藝をせ川より、西は周防なり、南に大山あり、海邊石國に出て、いにしへの海道也。

（岩國山）

室木（ムロノキ）　今今津（イマツ）と合せ、麻里布村と改む、海村にして埠頭あり、謂ゆる岩國の新港（シンミナト）是なり。岩國町の東北一里半、海路廣島に至る十六海里、上之關へ二十五海里。

今津（イマツ）　室木の南、岩國川の末にあたり、中世には岩國の埠頭なりしと云ふ。今津の白崎八幡宮の棟札に、明應年中の記録ありと、近藤氏の大内氏實錄に見ゆ。

産業事蹟云、岩國縞布は、寛延の頃より起る、錦見村にて織れり、室木の人某、明和年間草綿の栽培法を創意し、岩國縞布是より起り、半紙と并び稱せらる、半紙は波野（ハノ）村の人之を創めたり、永祿中の事とぞ。○西游雜記云、岩國半紙は上品なり、昔吉川家の士、地の利を探り、楮木植ゑさせ、百姓に紙を漉き習はしめ、此邊の民家これより富饒なりとぞ。

（新港）

麻里布浦（マリフ）　今詳ならずと雖、室木の浦即是なりと云ひ傳ひ、近年麻里布村と改稱す、萬葉集に

周防國玖珂郡麻里布浦行之時、作歌八首、

まかぢぬき舟し行かずは見れど飽かぬ麻里布の浦に宿りせましを、

大船にかし振立てて濱清み麻里布の浦に宿りかせまし、

いもが家路近くありせば見れどあかぬ麻里布の浦を見せましものを、

などありて、祝島を詠ぜるも、八首の中なれど、祝島は熊毛郡に在り、不審、又粟島可太島あり、

いつしかも見むと思ひし安波之麻（アハシマ）をよそにや戀ひむゆ

く由をなみ、

筑紫道の可太の大島しましくも見ねば戀しき妹をおきて來ぬ、

岩國

(錦見)

今岩國町と云ふ、錦川の左岸にして、岩國山の下なり、吉川氏の岩國城は、右岸横山村に其址存す、鐵道廣島へ二十六哩、三田尻へ五十九哩、舊名錦見とも云へるは、市街の一部なり、戸數一千六百。

吉川記云、陶全薑、防州錦見の鍋の尾の城に弘中三河守を籠、同所琥珀院に江良丹後守を置、藝州友田の高森の城に武田刑部少輔をいれて元就を押へしむ、元就も藝州狠山に城を作て、進藤豐後守を在番せしめて、其手當とせらる、其後江良丹後守は元就の謀書によりて、陶か爲めに誅せらる。○有方錄云、(寛政八年)岩國城下、地勢狹隘、人烟夾川、無餘地、跨川以橋、々長三十餘丈、作五大柱、毎柱疊石、高三丈許、箍以鐵環其蟬、大略上鋭而下方、上不戴川受水而必激、下不方則截橋力弱、柱間數十丈、横梁交架、鉸釘綴之、狀如隄綱。○西遊雜記云岩國山、楓樹ばかり生ひ、紅葉頃にして錦の如し、此故を以て岩國川を錦川とも稱し、錦見の里、錦帶橋等紅葉より名付しものなり、然るに今は名のみにて、山を開きて畑となし、楓葉一樹もなし、惜むべき事なるなり、花より團子なるべし、抑錦帶橋は世に名高き橋にて、能くたくみし措樣なり、相傳ふ吉川監物殿と云ひし人(今の城主より四代前にて、此橋初めてかゝりて百二三十年ばかりと、古人物語なり)の工夫にて掛け初め給ふと云ふ、川の流れ強き故に、橋杭ほれてもたず、此故に水底を切石を以て三重にたゝみ、橋臺も切石にて劔先に積みあげ、敷石も橋臺も石の枝杵にて悉くとぢて、一石の如くにつぎ合せて、橋臺に深き穴をほりて、其穴へ鐵の柱を入れ左右より其鐵の端と端とへ木を渡して、取り立し物なり。

(錦帶橋)

錦帶橋　　春水

五蛇連作一長條、錦帶高懸到紫霄、不見相如題柱客、惟知織女度牙橋、蹴波截山虹貫接、斷縫受風鳥啼驕、靈怪人行搖未定、青山相對水迢迢、

防長史談云、岩國錦川、毎霖雨、洪水氾濫、流橋覆舟、害人畜不少、延寶中、領主吉川廣嘉、深憂之、搆思多年、一旦有所發明、自指揮工人、連架五橋、結構奇絶、堅牢無比、名曰錦帶橋、士民永賴其慶、此橋從臺兩望之、似算盤珠、故又名十露盤橋。

尾津

(海土呂)

岩國の東南、沿海の二村、一を川下、一を愛宕と云ふ、尾津は愛宕の大字とす、尾津の南を灘村とす、大字海土路あり　西遊旅譚云、小津村海土路に海上に蜃氣起ること多し、春月天氣朗にして、霧を生し島々かすむ時種々の象を顯す、俗に島遊と云ふ、予秋日岩國より海邊に出て、大賀嶋に至る、向に六代島柱島など見ゆ、天氣よく至りて長閑にして春日の如し、島々空に浮むたる樣に見ゆる中、程なく六代島霧を帶ひて隱れければ、其霞中に山の象、松の象などあらはる、漁夫の曰く、是則蜃氣樓也と。

觀海樓記云、吾府南郊有鴨津、其東南守塡海水、以爲平地、故其地斗出海中、吾公新構一樓焉、樓之三面皆海、景致可觀、一日公遊於此、風日清和、上下一碧、近而能見、黑髮、獅子、壹岐津、諸島之棋布星羅、遠而藝山豫峰之如簇如擁者、與夫夕日之紅、布帆之白、隱見映帶於煙靄杳渺中、公顧而樂之、因曰、昔日洞春公之討陶晴也、吾隆浪公亦從焉、夜方大風雨咫天不辨、而衛時渡海遂能斃晴賢於一刀之下、亦壯矣、然先公當時之艱苦、果爲如何也、余今代爲於安、觀魚於波、以優游娛樂於此樓上、是何人之賜哉、余□□不可不思其所由也(五□文詩)

驛家鄉

和名抄、玖珂郡驛家鄉。○延喜式石國驛とありて、今の藤河村の大字關戸蓋是なり、岩國山の北とす、藝州の小方より此に至り、錦川を渡るを古道とす、關戸に接して多田てふ大字あり、了俊紀行に見ゆ、多田の北を小瀨とす、小瀨川は即國堺の大竹川なり。

(關戸)(多田)(小瀨)

了俊道行振、今夜は多田といふ山ざとにとゞまりて、朝にまた山路になりぬ、これなむ岩國山なりけり、誠に岩たかく物こはき路なり、夕になりぬれど、きこりだにかへらず、鐘の聲もきこえぬ所なり、ふるき歌にいは國山をこえん日は、手向よくせよあらきその路と、よみて侍り。

錦川

(岩國川)

岩國川に同し、其山を錦山と云ふにより、近世此名起る。地志提要、錦川一名岩國川、源を石見州界都濃郡大潮村山中に發し、東南流鹿野村を過き、長穗より東折して又北流し、玖珂郡廣瀨村に入り、東流四馬神村に出て、市川を合せ東南に流れ、岩國庄に入り東流し、分れて二派となる、一は今津川と云一は門前川と云ひ、一里にて海に入、長凡二十四里、廣瀨村に至る凡九里舟揖を通す、岩國の錦見横山二村の間に橋あり、錦帶橋と云、俗算盤橋と稱す、長百二十五間。

横山

岩國錦見町の西にして、横山村と云ふ、古の岩國御庄の中にして、近世は岩國城を此に築き、鎭守白山社并に永興寺此に在り、永興寺は此方の名藍にして、觀載の器物亦觀るへきもの多し。

岩國城址

横山村に在り、慶長五年、毛利家長防引退の時岩國六万石を吉川廣家に分與す、封侯の列にあらずと雖、幕府其城築を聽し、特異の待遇を爲せり、隱然たる一藩國なり、明治維新に至り廢す。

毛利元就記、當入道五萬八千人數を引率し、岩國へ着陣せし時、宇賀島と云者五百餘艘にて岩國へ着岸す、即宮島へ渡海し、中國治亂記、永祿三年、雲州退治として、元就は隆景元春を引率して出陣ある、隆元は豐後の大友と取合ありて、周防の岩國の永興寺に在陣也、和睦有之て

(永興寺)

永正五年四月は相濟み、大友義鑑の息女は、義元へ入輿可有との約束にて、兩方開陣す。

御庄

今國戸、多田阿品等を合せ、藤河村と改む、横山の西、錦川の右岸とす、古の岩國御庄の遺號にして、此地を御庄市とも云へば、庄の首里なりしを知る。○安西軍策云、杉治部大輔は裝掛の城に居住せり、上向は元就に隔けれ共、底心は義長へ通じければ、元就の居陣岩國永興寺より、河内の壇には隆元朝臣、御庄の市には元春朝臣在陣し給に、早飛脚を以て俄刻、寅の頭に鞍掛へ出馬ありとふれらる。○按に、齋藤記、平氏一谷城構の條に、周防國石國源太維道と云ふ人あり、御庄の下司などにや。東鑑に岩國次郎兼秀あり。

(阿品)

西遊旅譚云、阿品村より行くこと八九町、山の間に入れば、犬戻と云ふ所あり、山皆骨をあらはし、溪水岩石にふれて飛び、巖に峨々たり、此比秋なりければ、岩上の草木紅葉して、畫くが如し、尚一里餘、彌山嶽とて山高く險阻なり、石を踏みて登る二十一町、絶頂に山神堂あり又犬戻の右の方の山を越ゆれば、洞ありて鐘乳石多し、此地より七里、錢が原と云ふ深山に、水晶を生じ蛇食と云ふ溪あり、水底の岩枚の如しとぞ。

大野郷

和名抄、玖珂郡大野郷。○今詳ならず、郡郷考には今岩國の西南と曰へり、柱野河内の諸村を指すにや、横山も相連接すれば郷內たるべし。

柱野

今六呂師と併せ、師木野村と改む。柱野と玖珂驛の間に金明寺峠あり、或は中峠と云ふ、山陽道の通路也。○有方錄(寛政八年)云、呼坂早發、上下山谷間、土色皆赭、川高平地數尺、蓋嶺內風土、得欽名山、石路盤屈數十折、其絶頂寄石過道、此坂於中國、險爲第一、吳子所謂地隔也、降此、溪木淺々、自橫澗來、與行人帷流、讓絶翠音、怪伏窟溪、木皆淫濕、舊枯葉矣、土人曰、是即伏流、距是東五里復發、溪多架石梁、以其石易得也。

(金明峠)

伊實郷

和名抄、玖珂郡伊實郷。○今生見村あり、(近時阿賀下畑と合せ賀見畑と改む)伊實は之にあたる歟、岩國の北西四里とす、藤谷澁前等と相接す、然れども伊にイキの音なし、伊岐實の中略とすへきにや、不審。

(生見)

澁前

今澁前村と云ふ、岩國の西北三里、山中の小驛にして、山代本郷に通ず、其東は藤谷村にして、小瀨川に限り、南西は河内村にして岩國川に至る。

多仁郷

和名抄、玖珂郡多仁郷。○今詳ならず、山代庄の山村にあらず、府谷、野谷(廣瀨村)本谷(本郷村)添谷(四馬神村)等の名あれば也、多仁を高山寺本には多太に作る。

山代

舊庄名なり、岩國川の上游にして、石見の州界に連り、遼遠の地とす、本郷廣瀨以下數村あり、西南は都濃郡燧間の谷に至り、東北は佐伯郡(安藝)山里の嶺に堺す。○西園寺家領目錄、建武二年、周防國山代庄とのせ、大内家壁書に「從山口行程日數、玖珂郡三日但山代庄に至ては四日」とあり。

本郷

今本郷村、岩國を去る五里、山代庄の首里とす、岩國半紙の別品本座紙は本郷の名產とす、其特効は水に投じ日を經るも、乾燥すれば前形を存するに在りと云へり。

(嚴島社文書)　嚴島

今度東口、雖相向大軍、依不淺大明神之加護、不及干戈、鋒楯思外得大利、令歸陣候、然間防州玖珂郡本郷南方之内、參拾石之地　令神納候(中略)

天正十年壬午卯月十三日、従五位下行右馬頭輝元

棚守左近大夫殿

宇佐

(廣瀨)

廣瀨村は本郷の西三里とす、廣瀨より北に一嶺を超え、石州六日市に至る三里、南は須万村に至る二里。

廣瀨の北東に出市川あり、岩國川に入る、一名宇佐川と云ふ、長六里、其水源は石州鹿足郡に跨る寂地山に出づ、此山標高四千四百尺、防州の一高峯とす、宇佐村今高根と改む、石州津和野より藝州廿日市に出づる山路、之を横絶す。

(寂地嶽)

山代道中　伊藤　小松

人家渾架峽雲間、地近石州多嶮山、磽确田田何所種、諸呼流鬼蒸南蠻、

三瀨川

廣瀨の南玖珂驛の西なる山村にして今鄉西と合併して川越村と改稱す須々萬山に近し

大内氏實錄云、天文二十三年、山代十三郷の兵、陶に叛して異心なきを誓ふ、晴賢鄉中に徒免除の書を與ふ、已にして山代の地、毛利氏の略する所となり、弘治二年二月、毛利兵と山代の兵民相闘ひ、石某村宇某村盛君寺等、毛利に擊破せらる、尋て中須三瀨川に戰ふ。(古今書)

玖珂郷

和名抄、玖珂郡玖珂郷。○今玖珂村存す、岩國の西南三里、山陽道の山驛なり、溪流は西走して熊毛郡に入り、島田川と爲る、玖珂村に蓮華山あり、裝掛城址其下に存す、江州石山寺に延喜八年玖珂郷の戸籍斷簡をつたふと云ふ。

大内氏實錄、文明元年、政弘の伯父、教幸入道南榮道頓細川勝元に與して、兵を赤間關に擧げ、百計向弘護を招く、弘護敢て貳せず、十一月、道頓勝元の備後に合力の事を申沙汰せしを以て、兵を安藝國廿日市に出し、十二月自ら之に赴く、廿二日、弘護道頓を玖珂郡裝掛山に要擊し、大に道頓の軍を敗る、道頓わづかに免れて、安藝に走り石見に入り、吉見信頼を恃む、廿八日、弘護道頓の殘徒を江良城に攻め、政弘の母氏の命を奉じて國内を靖んず、既にして吉見信頼力を道頓に戮せ、兵を阿武郡賀年に聚め、西長門を掠る、弘護亦兵を督めて之を擊く、道頓の軍自ら潰ゆ。

安西軍策云、杉治部大輔は、義長の裝掛山の城主なり、

(蓮華山)

弘治元年毛利家より亡ぼさる、○中國治亂記云、倉掛城には、杉治部太夫隆春在陣也、杉と杉杜は元就へ降參して、人質を遣しけるが、杉は亦富田へ內通しけるを、杉杜差川にて內通の狀を奪ひ取り、元就にみせければ、元就大きに悅び、倉掛の城へ押寄攻落、杉治部太夫平隆春を初めて八百余を討取り、岩國へ歸陣ありける。元就記云、毛利は宮島の勝に乘じ間治城へ押寄給ふ、此城には伊香賀左衞門大夫を籠置きけるが、切て出てさんぐ\に戰ける、坂新五左衞門則是を打取る、惣て頸數三千五百餘と記ける、夫より富田若山に押寄給ふ、城主陶五郎を城內にて殺之、其頸を捧て降參す。(此の間治と云ふもの今不詳、玖珂以西、富田までの間なり)

柞原鄕

和名抄、玖珂郡柞原鄕。○今久原存す、高森村に并す、玖珂の西とす、祖生村も本鄕の內歟、高森は小驛なり、玖珂の西一里。

二井寺

今高森村大字用田に屬す、新寺にも作る、法號極樂寺、眞言宗を奉し、寺記に天平十六年玖珂大領秦皆足の創建と云ひ、後鳥羽法皇の宸筆を傳ふ、近世寺田百石を免除せられ、元祿七年、岩國城主吉川廣紀重修したり、高森驛の南一里。

(高森)

元亨釋書云、釋遠周州人、居東寺、後歸故國、住於玖珂郡二井寺、其地觀音靈場也、遠稱法華供、香華有年矣、一冬大雪不晴人跡已滅過十數日、遠耐飢寒誦經不輟、會一狼來庭殺鹿而去、遠哀鹿死誦供如前、雪霽里人來詰、思遠餓死、尙能無恙、撥鍋見之、柏葉耳、遠說本事、因觀音像、腰股受切削、乃知猪鹿、皆大悲變化之作用也。

野口鄕

和名抄、玖珂郡野口鄕。今高森驛の邊歟、米川村(差川)に大字西長野あり、一說今の玖珂は卽野口驛かと云ふ、延喜式に野口驛ありて、石國と周防二驛の間とす。

字佐の使にまかりしに、周防國野口のうまやにとまりたるに、月いとあかし、

歸りては故鄕人に先問はんこよひの月はかくやみえしと、(橘爲仲家集)

由宇鄕

和名抄、玖珂郡由宇鄕。今由宇村、通津村、伊陸村并に灘村(藤生)等なるべし、岩國の南なる海岸にして、安藝灘にのぞめり、今鐵道は之を通過し、藤生由宇に車驛を置く。

源義滿厳島詣記に「周防の國、岩國、ゆふ、むろ岡、などいふ所々北に見ゆ」とあるは、神代に舟を泊めし時の光景にして、其ゆふは卽由宇にして、古言には唯由の一音なるを、後世のべてゆふとも云へる也、今は文字の如く、ユウとよむ、むろ岡は詳ならず、通津の古名にや。○伊陸は元伊賀路に作る、吉川記に「小早川隆景防州由宇伊賀路の一揆原を悉く退治して、其より大島へ渡って、桑原入道等が人質を取て歸らる」と見ゆ、由布の山中なる一村なり。

(伊賀路)

英人コックス日記に、西曆一八一八年、九月、由宇の濱(山ありて家なき地)に泊り、次日、二十五リーグを航走して、Mitarai (三原)に至れる由見ゆ。

餘戶鄕

和名抄、玖珂郡餘戶鄕。○今詳ならず、神代柳井の津名を缺く、卽此鄕、徵證なし、其名義も何鄕の剩戶にや、又海部のアマを餘戶と假借したるにや、不審。

神代

今神代村、由宇の南にして、大畠瀨戶の北口なる海岸に在り。義滿厳島詣記云、周防の國(中略)屋代島、伊豫の國道前の山など南にあたりてかすみつゝ、波のうへもうちけぶりたり、夜船はこゝろもとなかるべしとて、神代と云海上に御とまりなり、あくれば神代を舟出して、大畠のなるとゝて、しまぐ\あまたある中をかなたこなたに舟どもこぎわかれて、末にて又めぐりあふめり、

たかしほになるとこぐめるとも舟のあまの手さほはまなくとらなん。

大畠瀨戶

屋代島の西側と、玖珂熊毛二郡の陸岸の間なる海峽にして、長八海里、北口、大畠の石神埼と、屋代島の小松埼間を最狹とす、柳井津は、瀨戶の中なる笠佐島の西北に灣入せる灣頭の一港なり。○水路志云、大畠瀨戶、其最狹部は半海里未滿にして、笠佐島其中央に居り、數礁ありて海底險惡なり、此瀨戶の漲潮流は東に向ひ、落潮流は西に向ひ、其速力最も强し憩潮は數分時に過ぎずと雖、小船は常に憩潮の時のみ通過す。

海東諸國記云、藝秀、丁亥年、(我應仁元)遣使來賀雨花、書稱、周防州大畠太守海賊大將軍源朝臣藝秀。○北禪文草云、大畠峽、兩岸相去可二三里、海沸如鑊之湯、就中數十丈間、驚々濤起、洶洶騰翥、舟皆左右避以過、蓋海路中危險、此爲最云、此日昧爽出船、流潮正急、乘潮直往畏其衝激、以故回避紆餘、欲由其便、而風與潮鬪、舳頭隨前隨却、舟師竭力操之、良久得便、故倒舳頭、控之而過其右湾、惴々乎不勝目眩心震、聞之、海中加此者凡三其一爲阿波鳴門、其一爲肥前花崎云。

此瀨戶は古へ大畠の鳴門と號し、其險惡を阿波の鳴門に比したり、今大畠遠崎の二村を合併し鳴門村と云ふはこれが故とぞ。○遠崎の妙圓寺(眞宗)の僧月性は、字を清狂と云ひ、近代の詩僧にして、名聲一時に震ふ、四方に遊び好んで海防を論じ、海防上人の目ありき。

(鳴門) (遠崎)

過大島鳴門、而經再宿之後、追作歌、

これやこの名に負ふ奈流門のうつしほにたま藻刈るてふあまをとめども、(万葉)

大島の瀨戶かけ路に鹽みちてけふは鳴戶に泊りぬるか

な。〔夫木〕大島の鳴門の浦のこぎかたさうちとの濱もかく有らん、

柳井津（ヤナヰツ）　今柳井村、柳井津町の二に分つ、戸數一千、[illegible]を去る二十一町。大島瀬戸の最狹部の西三海里を其港灣とす。

（楊井）柳井又楊井（ヤナヰ）に作り、中世海賊衆ありて、一方の雄師たり、戊子入明記に、楊井、勘合船寄九七百斛とあるは此津の船也、安西軍策に「弘治三年、陶が郎等元就父子に、矢一筋射ん、主の首の恨を晴さんと、散々に成兵共を集ける、柳井が一族は僻地の一揆原二千餘人を相催す」云々とあるも彼海賊衆也、史學雜志に、「海賊衆の一將、柳井郷直の大明譜を解嘲して曰く、郷直は天寧寺の證言に随行す、此事天文十六年二月廿一日、山口發船以下船員の姓名、搭載の物數及賜船と稱ふ等の事を雜記す、此時の船は長二十三尋幅十三尋とあり、末に北京路程を附す、當時大内氏渡唐船の事を管す、證言歸朝の翌年大内氏亡ひ、渡唐船途に廢す。」

（大島津）按に楊井津は往時大島津（オホシマノツ）と稱したり、東鑑に載せ、元暦平氏追討の時、源氏の海船出師は全く此に在り。

東鑑、元暦二年正月十二日條云、參州（源範頼）自周防、到赤間關、爲攻平家、自其所欲渡海之處、依糧絶無船、不慮之逗留及數日、東國之輩、頗有退屈之意、多戀本國、如和田小太郎義盛、猶潛擬歸參鎌倉、何況於其外族乎、而豐後國住人、臼杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮者、志源家之由、兼以風聞之間、召船於彼兄弟渡豐後國、可責入博多津之旨、有儀定、仍今日參州歸周防國、

是れ當年の大形勢なり、而て其周防の船師は何處に集合せしやを問ふに、

同廿六日條云、信俊惟榮等、含參州命、獻八十二艘兵船、又周防國住人宇佐那木上七遠隆、獻兵粮米、

この遠隆の獻糧地、先つ考究を要す、宇佐那木は宇佐嶋木の謂にして、上七は字なり、宇佐那木は柳井津の西南十八町、熊毛郡の一村名にして、遠隆は當時大島瀬戸の土豪なるを知るべく、而も其對岸なる大島の島末城には新中納言知盛が陣營せるあり、周防の海峡は大島瀬戸に之を見るへし、當史頗其記載を缺くも、同條の下に

參州曰、周防國者、西隣宰府、東近洛陽、自此所通仔細於京都與關東、可廻計略之由、有武衛被日之命、然者留有勢精兵、欲令守當國、三浦介義澄結陣於防州、依之參州解纜、渡豐後國、

とありて、義澄が周防の津々を守り、東西の連絡を取りしを知る、且四月梶原景時の陳狀に「周防國合戰之時、白旗一流出現于中虚、奉見御方軍士眼前、終收實屠畢」云々とあれば、參州の渡海以前に、大島合戰ありしを想ふへし、斯く大島は平氏の防禦地にして、平氏已に撤退しぬ、豐後船來り迎ひて宇佐那木亦兵粮を獻ず、地理を推して其陣地を求むるに、柳井津を以て道中の一點と爲す、果然義經の進軍に至り、

三月廿一日、延尉（義經）爲攻平氏、欲發向壇浦之處、依雨延引、爰周防國在廳船所五郎正利、依爲當國舟船奉行、獻數十艘之間、義經朝臣與書於正利、可爲鎌倉殿御家人云々、廿二日、延尉促數十艘兵船、差壇浦解纜、三浦介義澄聞此事、參會于當國大島津、

と道破し、義經は大島津に於て壇浦攻撃の船額を整へしを見る、然のみならず在廳舟船奉行が、此時に至り始めて義經に降附せしを考れば、範頼の渡海の際、周防の船舶は悉く平氏に屬したる也、範頼は一の宇佐那木を賴みし、柳井津の一隅より出發したるに過ぎざりき、柳井の古名を大島津と云ふは、其大島の渡口にあたれば也。

柳井村の字木口代田八幡宮の向山に、近年古鏡を得たり、其一は圓徑一尺四寸八分、四乳盤龍鏡也、一は圓徑七寸六分、共に東京帝室博物館に藏む、尺寸の大、共に古今稀也と稱せらる。

大島郡

大島郡（オホシマ）　玖珂の東南、熊毛の東なる海島にして、面積七方里、其形狀西部に方二里半餘の島山を成し、（高峰加納山七百米突）東方に狹長なる尾を延く長五里、橫幅四十町より八町に至る。其四傍に屬島二十許、面積合計二方里、今十二村に分つ、人口七萬、郡治は久賀とす。（大島の北は安藝灘、西は大島瀬戸、南は伊豫灘、東は諸島海峽を以て、伊豫の忽那群島と相隔つ）

（大島國）大島は、古事記に、二鋒生島の時「大島亦名、謂大多麻流別（オホタマルワケ）」とありて、吉備の兒島小豆島などと共に、往昔より著れ、殊に國造本紀に「大島國造、志賀高穴穗朝、[illegible]志國造同祖、兒多毛比命兒、穴倭古命定賜」とありて、特立の一島也、又萬葉に大島の鳴門とあるは、今の大島瀬戸を云ふ。（大島國造の始末、他に見聞する所なし、此島を一名屋代（ヤシロ）と云ふより推せば、其に靈座の神ありしを知る、今小松村に一宮（イチグウ）明神ありて、大島瀬戸に臨み、大玉根神（オホタマチ）と云ふ、古事記大多麻流別蓋是也、古今著聞集に、

（屋代島）基隆朝臣、周防の國を知りける頃、保安三年十月に語りけるは、彼國に島の明神とておはします、神主年來の事ありて、命しける者にて、神田を刈取らんとしけれど、寶前より蛇三百許り出て、其後皆刈らんとしければ、鳥數萬飛來り神田の穗を食拔く云々、

とあるも必定この屋代島なり。

屋代（ヤシロ）島の名は、幽祐院嚴島記に見え、豫章記にも載せ、

海賊衆の盛時には、亦其巣窟たり、梅松論に、建武三年、足利高氏周防の大將に、大島兵庫頭を命したりと云ふも、此土豪ならん。弘治元年、宮島合戰の時、宇賀島大島の二郎陶を援助したること、陰德太平記に錄し、元就記には大島を錄せず、宇賀島のみを擧く、宇賀島後世其名を亡ぼしたりと雖、蓋本郡島末の一名なるべし。○吉川記云、伊豫國能島武吉、來島通康、此兩島船軍の術を得たる者なるに依て、味方に屬せしむるやうにはかれと、元就隆景に云れければ、隆景家人有田加賀に命して、兩島を招けるに、兩島即領掌して、村上右近大夫同島新藏人相共に數十艘の兵舟に乘て、有田加賀一同に漕來て味方に屬すへき由を云、又防州大島の桑原入道一族は、皆陶に隨て、嚴島へ渡さいへとも、其身は元就に與みす。○大内氏實錄云、弘治元年六月、周防の警固船三艘、大野にて毛利の襲ふ所と爲り、桑原掃部助等兩之に死す。

〔古文書〕

又元就記に、宮島合戰の時、毛利家より伊豫の海賊衆野島來島を誘引し、今度の勝利褒美として、八代島をあて行はるゝ旨を載す、後來島氏は封侯に列し、野島及ひ院島は毛利家に隷屬し、慶長五年、防長引移りの時、其族長どもは皆從ひ來る、後毛利家の船手は三田尻（ミタジリ）に船倉を置かれしと雖、船手頭村上氏は大島に住居したりと云ふ、村上は野島院島の海賊衆の名家とす、今も大島に海員學校の設立を見るは、千古の遺風、その興起ありと謂ふべし。

長門金匱云、毛利家防長引移の時、福島左太夫藝備拜領あり、彼方より此方へ、前々の所務返納候樣にと被申掛候へども、毛利家今兩國にならせられ候ては、返納なりかたく、又其分にては大夫殿承引なく、兩國の内一郡引渡し、返納米相濟候まで、いつれも引田に成され候とて大島郡引渡し、一兩年にて返納なされたり。

さりともと身の憂事は大島の神のこころを頼む計りぞ。〔夫木〕

屋代（ヤシロ）郷

和名抄、大島郡屋代郷。○今屋代村、小松村、三蒲村（蒲野）及沖浦村等なるへし、島の西偏にして、大島瀬戸に臨む。慶長二年道家處分記に「周防國屋代庄、家嫁女院方」と載す。

（東屋代）（小松）小松（コマツ）村は海岸の斥鹵を開きたる村落にして、志駄岸八幡宮此に在り、陸岸の大島と相望む、海峽の中なる笠佐島（方十町許）は小松村に屬す。屋代は小松の東南なる田野を占め、加納山の下とす、小松より屋代を經て秋の浦まて二里餘。

秋（ヤキ）

今出井（イツヰ）、横見（ヨコミ）等の諸村と合せ、沖浦（オキウラ）村と改む、島の南岸にして、伊豫灘、平郡（ヘイグン）島に對す、西南角法師（ハウシ）埼に荷内島あり、大島瀬戸の南口にあたり、上之關海峽の東口と相達る。

（出井）鹿苑院殿嚴島詣記云、かまどの關（上の關の古名）より、周防國やしろの島、よこ見、いつゐ、舟避などいふ浦々島々をとほらせ給ふ、

夜をさむみかさねやせまし旅衣はねだにあらきあきの浦風。

美敷（ミブ）郷

和名抄、大島郡美敷郷。○今安下庄（アゲノシヤウ）村、日前村、久賀村なるへし、屋代郷の東隣とす。

（安下）安下庄（アゲノシヤウ）は舊庄名にて、又安下（アゲ）浦と云ふ、秋の東北に隣る村里にして、港灣を有す、南東伊豫灘に面す、北一里半久賀村に至る。

久賀（クカ）

今久賀村と云ふ、戸數一千數百、島中の首邑なり、北面して安藝灘に對す、郡衙在りて、又海員學校を建てゝ海上從事の往來を育成す。（久賀の北二海里餘に、前島と呼ぶ小嶼あり）

東鑑云、文治三年、周防國在廳官人等言上、爲所領高信久賀日前由良號地頭、打開官庫、押取所納米、如國司張行、雜事不隨國衙。（この日前由良（ヒクマユラ）は、今合併して日良居（ヒラヰ）村と改む、久賀の西南一里とす）

（日前）慶應二年六月、幕府の軍艦長の丙寅丸を擊破し、遂に大島を取らんとし、兵を上岸せしむ、長兵拒戰、幕府の兵敗れ還る。○續國史略、六月八日、幕將乘大艦、率步兵千五百人、向大島郡、松山兵與之合、砲擊陸地、燔村落、長人不虞、東軍上陸、十二日昧爽、襲其營取之、高杉晉作山縣狂介等、聞警以木軍來援、殺傷相當、十五日、長人設伏挑戰、東軍擊破之、乘勝追北、伏兵四起、東軍大敗、棄輜仗、競而走、松山將佐久間一學等死之、夜半東軍收敗兵、還艦、長人笑曰、東軍脆弱、不足與較耳。

浮島（ウキ）

今日良居（ヒラヰ）村に屬す、日前（ヒクマ）浦の東北二海里、住民數十戸あり、其北に岩嶼四所散在す。

一說浮島を以て、古の宇賀島の遺號と爲し、島末をば宇賀島衆の住所と爲すものあれど、徵證に乏し、今假に宇賀島を此に係けん、或は曰ふ、久賀は即古の宇賀の訛と。○陰德太平記云、宮島合戰の時、伊豫の海船同島村上と次第して漕並べ、三百餘艘を杉形に備て陸向へば、周防の大島宇賀島三百餘艘許こぎ出し戰たり。元就記云、陶入道、岩國へ着陣せし時、宇賀島のもの五百餘艘にて、岩國へ着岸す。

（宇賀島）

柱島（ハシラ）

浮島の東北三海里、伊保田浦の北なる海島なり、諸島海峽より廣島灣に向ふ航路の西側にあたる、方二十町許、（浮島より大なり）民戸數百、今玖珂郡瀬里村の管治に屬す、屬嶼五所あり。（賀茂社壽永三年文書によれば、周防國柱島矢島は御領とす、矢島東毛郡に在り。）

家室（カムロ）

今西方と相併せ一村と爲る、安下浦の東二里とす、家室と安下の間に隣起と云ふ所あり、地頸の形狀を成す、又家室の南なる一島を沖家室（オキノカムロ）と呼ぶ、民家

あり。

（加室）◯征韓偉略日記に「周防加合戰、慶元四年七月七日、周防國屋代島合戰」と見ゆるは此也、島嶼記に「伊予なとし」また「伊予國さまさかふの」とあるは此地にして伊豫にあらず、まさきは伊埼なるへし、家室の南西角を云ふ。

又行々日記（明和四年）、三日巳の刻に御手洗を漕出し、四日辰の刻にからうさ島に着く、人家六七十、西北七里隔てて嚴島なりと聞て、遙に拜す、暫にて漕出し、津和、小泊等を過て、家室島に至れば黄昏なり、岸にもよせず、沖の中程に碇を沼す、夜半より順風ありて帆をあげ、終に上之關につく。

島末（シマスヱ）　大島の東部、伊保の地の總名にして、御越以東なる家室、平野和田、伊保田等なるべし、古の島末庄にして、壽永の亂に平知盛此に據き、源氏の來攻を拒みたることあり、其故跡詳ならずと雖、事情は大島津と考ふべし。◯大内家壁書、從山口於御分國中行程日數事、大島郡四日、但嶋末に至りては五日、諸支到來日限十五日。◯東寺文書、文治四年十二月、寶元知行周防國島末庄地頭職事、右件庄者、彼國大島之其中也、大島者平氏謀反之時、新中納言構城居住、及旬月之間、島人皆以同意、自爾以降、爲二品家御下知、件島被定地頭之所也、毎事守庄務之例、更莫新儀之妨、濫妨之輩、宜禁止、但於別御定者、不及左右候、早隨申請、可被還候、

務理郷（ムリ）（平野）　和名抄、大島郡務理郷と、今島末の諸村なるべし、吉村存す、吉務理の説にして、今平野と併せ森野と改む、平野は家室の北にして、久賀を去る三里、平野の北面浮島に至る海灣中に、岩嶼數多碁布す。

和田（ワダ）　今和田村、森野の東とす、久賀の東四里半。◯豫章記云、河野通信は伊予の三吉浦より、屋代の和田に着岸し、其日御下向あり、其前周防宗像大島御着、宗像より御下向、征東將軍宮王御下向、通直の御名を改め、通直とそ申也、正平廿年乙巳、是は官方の年號也、京都貞治四年乙巳也、其後村上義弘信任、屋代島に歸するすれ共、敵方充滿の間、不堪して豫後高田に下向す。

伊保田（イホタ）　今油宇（ユウ）村と併せ、油田（ユタ）と改む、島末の海東にして、伊豫の二神群島を望む、島嶼記に「伊豫の二神さき、かふろ、いほた、うのうらの瀬戸、二神（フタカミ）、まさかりの瀬戸、沖家、谷島、津和なども云所々島々いくらも西方にならびたり」と叙せる、此邊の航路にあたるうのうらの瀬戸と云ふは、諸島海峽の古名なるへし。

諸島瀬戸（モロシマ）　伊保田の東南の東に、情島（ナサケ）あり、其東に又諸島あり、諸島の東に津和地島あり、其島間の航路を諸島瀬戸とす。◯水路志云、情島は津和地島の南西方にありて、屋代島の東端にあり、其間の水道は情島より三津濱に赴く船舶の航路となる、此水道の南門に諸島なる圓形島あり、諸島水道は常に潮流の強激する所なれば、航過するには速力を増加し、少くも九海里を有するを可とす、くちかせ瀬戸は、情島と屋代島間の峽路なり、狹隘にして中央のみ深水を有し、且潮流強猛にして、其南側に渦流あり、轉潮の時さ雖危險なり。

平郡島（ヘイグン）　南二海里半、東西二里南北半里、人口三千、秋の浦の南西海里なる一島にして、室津の東今平郡村と云ふ、其高峰は四百五十米突に達す。地學雜志、平郡島の西端に一池あり、蛇の池と云ふ、室津の太廉山の龍は此地に來り水を飲みたりと、此等の諸島率ね龍の説をなし、恐怖の念を抱き、耕耘灌漑其他總産上に、其土地井に池水を使用せざるものあり。

熊　毛　郡

熊毛郡（クマケ）　周防の西南なる小郡にして、今面積凡十六方里（海島二方里）二十六村、（海島一村）人口九万、郡治は室積に在り。

熊毛は和名抄久末介と注す、名義不詳、元正天皇の時、本郡を割きて、玖珂郡を置かれしこと、玖珂の條に云ふごとし。此地は上古の周防國にして、國造本紀に周防大島都怒の三國を並び擧げたるは即是也、本紀に曰く「周防國造、輕島豐明朝、以吉備國造同祖、加米乃意美定賜」と、此國造は他に所見なし、續紀「寶龜十年、周防國周防郡人、外從五位下周防凡直葦原之賤、男公、自稱他戸皇子、誑惑百姓、配伊豆國」と載す、周防郡とは熊毛の別號なるへし、周防郷存す、又周防凡直云ふは諸州の例によれば、當國の大姓（オホシ）（凡は押（オサ）への意より名づけたるにや）に賜はれる稱號なれば、やがて國造の末ならん。

熊毛郷（クマケ）（佐賀）　和名抄、熊毛郡熊毛郷、訓久萬介。◯今佐賀（サガ）村、室津村、伊保庄村、伊保庄南村等なるべし、郡の東南にして、海中に突出せる岬角狀の地なり、萬葉集に、

熊毛浦舶泊之夜、作歌、

おきへより潮みちくらし可良能宇良にあさりする田鶴鳴きてさわぎぬ、

と見え、今佐賀村大字小郡（コゴホリ）は、郡家なるべく、其浦に泊れる者に似たり、延喜式熊毛神社も此なるべしと傳はれど、後世呼坂（ヨビサカ）に熊毛神を傳ふるは不審。

（小郡）小郡の西南に長島（上之關）佐合島、馬島一列に並なり、

一江津を成す、佐合島は今佐賀村に屬す。

伊保庄（イホノシヤウ）　庄名を其まゝに村名に稱し、今伊保庄村、同南村の二となす、佐賀の東にして、大島瀬戸屋代島に對する村落なり、賀茂社文書、壽永三年伊保庄は神領たりし由見ゆ。

室津（ムロツ）　佐賀小郡の南にして、半島の南西角にあたる、上之關と相對し、一海峽なり、今室津村と云ふ、室津を去る五里、村背に一峰特起し、太華山と云ふ。

室津　中島米華

人家無數住山腰、群海回環萬里遙、忽有北船來下碇、[illegible]一詩招、

（太華山）太華山（タイカ）は玄武岩より成り、最高點は海拔二百六十間あり、山下は松樹の鬱茂、土俗頗る記念、處々に清水湧く之を龍池と名け、土人畏敬す。

竈島（カマド）（竈戸關）　又長島と云ひ、一に竈戸（カマド）島に作る、今上之關（カミノセキ）村と云ふ。室津の西、三百間の海峽を隔て、長二里横一數町、形状竈に似たり。其東北端は海峽に面み村市あり、戸數九百、之を上之關と云ふ。（竈戸の關は古より海驛なれば其名あり、[illegible]壽永二年文書に據れば、周防國竈戸關は其神領とす、延喜式、竈合馬牧とあるも、竈島の謬訛にして、馬牧は今の上之關の西北なる馬島なるべし。

室積と云所を出て、かまどと云泊を過てまかるとてよめる、（散木）

室積や竈を過る舟なれば物を思ひに焦れてぞ行く。

田島より御寺かまどの關に御かへり有、これにて大内一族ども伊與の河野など、御目におかりきこと思ふ、今夜おも風有とて出させ給、

かさなぞにあまのかるてふもしほ草たくやかまどの關といふ覽。（鹿苑院殿嚴島詣記）

嘗しここぞと想へども、竈關の兩石の舊傳は、源氏の通ひし路なれば、平家の陣にはいかゞとて、此浦を漕出せず、波瀬は浪も高かり、島上の松に夕風、舟をいづくに語らん、室の泊の苫屋形、風に漂ふ夕月夜、[illegible]の歌も聞えつゝ、浮世を渡る一節も、誠に哀なりけり、[illegible]けなき武士の、梓の弓の弱の浦、賑ふ民の竈戸の關、[illegible]（[illegible]西國下）

長崎行役日記（明和四年）云、既に上の關に着、右にせんばかり[illegible]、左に上の關を見る、こゝにて右の島に長島に往還あり、海邊人家此なせり、其間寺みちにて[illegible]ごとなり、[illegible]より此浦十五里、今日此處より浦出、周防灘三十四里を過ぎて、夜半頃豊前の田浦につく。

上關　[illegible]

落日寺[illegible]、風吹[illegible]、[illegible]、[illegible]、人[illegible]、小市[illegible]、

寺中雜詠　菅[illegible]

周防竈戸津、[illegible]一町許、[illegible]、人自[illegible]、北遊文章云、上關、山水[illegible]、岸[illegible]、其間不[illegible]三十丈、左倚[illegible]、右[illegible]上[illegible]、一島[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、西[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]月方[illegible]、[illegible]、[illegible]西[illegible]未有此景也。

上關（カミノセキ）　上關村、今矢島祝島も之に屬す、舊名竈戸關と云ふ、後世田島及び祝島と相對比し、上關村と云ふ、周防灘東北の要衝也、下關へ五十六海里、嚴島へ四十六海里、三津濱三十海里。

上關は[illegible]記に、「[illegible]台印[illegible]九百斛」とありて、大内家、[illegible]を置きし要地。○海東諸國紀に云、田島を出でて、其日は上の關と云所に舟を泊て、明行く空をも待たで、關に引かれて[illegible]行き、赤間關を見ゆる。○按に、海東諸國記云「丁亥年、遣使來賀、書稱周防州上關太守鎌刈源朝臣」「庚子年、書稱上關守屋野藤原朝臣正吉」この義就正吉とあるは、當時關の土豪なるべし。

泊上關　信　無隱

百年[illegible]里、一夜宿三山、好治蓬萊月、欲長[illegible]、

上之關海峽（カミノセキ）　本邦志云「是れ竈戸海峽と云ふ」島地上之關に臨み海峽にして、其東口幅狭く、一鎖に過ぎず、其中央の水深三尋乃至八尋なり、小艦船は上の關[illegible]は通行を試むべからず、室津村落の前面、水深十尋乃至十一尋泥底の處に錨地を得べし、此海峽の東口の港岸は相距約二鏈の間は、暗礁散布し近つくべからず。

矢島（ヤ）　上之關の南三海里半、平郡島（ヘイグン）の西南なる海島にして、長一里半、廣數町、住民あり、今上關村に屬す、是嶋を賀茂社壽永二年文書に見えて、神領たりき。

祝島（イハヒ）　又岩屋島（イハヤ）と云ふ、上之關の西南にして、竈島と相去る二海里、方三十町許、住民あり、今上關村に屬す。（地學雜志云「岩屋の島なる岩つゝじ咲きを名のれ山ほとゝぎす」と古人が詠じたる祝島、其地質は玄武岩及安山岩より成りて、傾斜急なり、島の最も高きところを小津（マツジ）と云ふ、山裏に窪みあり、俗之を稲堀と呼ぶ、又古島の西なる小祝島（コイハヒ）（周廻二十七町）の頂上に、地獄と稱する地あり、蘇鐵（ソテツ）蕃殖生せる洞に一孔を有す。（地學雜志）

周防國玖珂郡麻里布浦行之時、作歌、

家人は返り早來と伊波比之麻いはひまつらむ旅ゆく我を、

草枕旅ゆく人を伊波比之麻いくよふるまで祝ひきにけむ。（万葉）

今玖珂郡岩木村、並に森川別府村、皆麻里布と改稱す、一說佐波郡田島にも麻里布の浦を傳說す、不審。

多仁鄕（タニ）　和名抄、熊毛郡多仁鄕。○今詳ならず、平生（ヒラオ）村、大野（オホノ）村、曾根村等の名を欲けば、此にや

さおもはるゝも、徵證を見ず。

平生（ヒラオ）　今平生村、佐賀の北にして、室井津の西南一里半、民戸頗多し、平生と[illegible]の間に江灣あり、深く潮水を通じ、斥鹵の地[illegible]し。

（岩城）**大野**（オホノ）　平生の東、宇佐木の南なる村落なり、岩城山神護寺と云ふ古刹ありて、其鎮守を岩城（イハキ）明神と云ふ、即三代實錄、貞觀九年授位、延喜式、本郡石城神社といふにあたる、近年寺社分離す。

宇佐木（ウサキ）　今平生村の大字なり、東鑑に宇佐那木（ウサナキ）上七遠隆が兵粮米を献ずること見ゆ、（大島津を參考）上七遠隆即此邑人なり、本書那を郡に作るは誤れり。

余戸郷（アマベ）　和名抄、熊毛郡余戸郷、○今詳ならず、原書に余戸に作れど、高山寺に之を錄せず、○餘戸と見なせば也、餘余古俗通用したり、別府村麻郷村なざにや、波濃の瀬戸とも謂ふべし。

麻郷（ヘナウ）　今麻郷村と云ふ、平生の西にして、江灣に臨み、斥鹵廣し、麻郷の南を別府（ベフ）村とす、室積の東一里半に當る、今別府と馬島（ウマジマ）を合同し、麻里布の村名を立つ。

波濃郷（ハノ）　和名抄、熊毛郡波濃郷。○今田布施（タフセ）村に大字波野（ハノ）あり、宿井（シュクヰ）（今城南（ジャウナン）と改む）室積も本郷の所屬とす。

（田布施）田布施（タフセ）は、柳井津と室積との間なる大村にして、海に近く山野の間に在り、今山陽鐵道柳井津より田布施を通過し、岩田の山中に入り、更に島田下松の海濱に出づ。（田布施の停車場は室積を去る二里）

室積（ムロヅミ）　今室積村と云ふ、本郡の治所とす、一名御手洗（ミタラシ）、人口九千、上之關の西北十海里なる海灣なり、山口を去る十七里、古代に在りては殊に名だたる港なりしが、後世稍衰はず、其事由疑なきにあらず。

於室積泊即事　　藤原　周光

迢遞關程大遠乎、試知諸部有殊國、紙裘來往猶稱友、渡海安危不信巫、若使風波多險難、豈如世路甚崎嶇、沙村盡處問漁叟、借問火田幾幾半、（無題詩）

於室積泊即事　　釋禪

弓艇東行隔晚半、此津投泊號名區、村煙寺裡轉經聲、（野寺有僧、誦法華經文云）古市祇前賣卜巫、（此泊有古社、稱八幡、側室山住老巫、即賣卜、往來之舟問安否、仍與糧故云）潮浮黑松青悦漾、嵐衛殘月白崎嶇、可憐漁釣罪根重、千介万鱗民戸租、（無題詩）

水路志云、室積浦は周防の陸岸にある小灣にして、鈎形を成せる赤石埼（アカイシ）に由て北西より南西を保障す、港內水深五尋餘、底質沙泥なれども、狹隘にして小艦の錨泊に適するのみ。

（普賢寺）此浦に峨眉山普賢（フゲン）寺在り、（筑紫紀行）撰集抄十訓抄等に曰く、昔性空上人、生身の普賢を拜み奉らんことを祈り給ひしに、七日の曉天童來て、室の遊女長者をおがめ、生身普賢にましますと示し給ふ、室に行き長者が本に至り給ひぬ、長者出合、簡をとり上人に酒を勸めて、「周防のみたらしの澤邊に風の音つれて」と歌へば、遊び居たる遊女共同音に「さゝら浪立やれ」と歌ひはやしぬ、上人目を塞ぎ心を澄し給ふに、彼遊女普賢の形相に現し、六牙の白象に乘て、眉間より光を放て、微妙の音聲を出して「實相無漏の大海に、五塵六欲の風は吹かねども、隨緣眞如の波の音時なし」と唱ふ、上人眼を開き見れば、もと女の姿にて、周防のみたらしの詞をうたふ云云。（俗說辨）○

（御手洗）鹿苑院厳島詣記云、あひの浦すぎて、むろづみと云所に至ぬ、むかし生身の文殊のみかほ拜まむと誓ひける人につげ有て、これこそ生身の文殊よとて、此所の遊女をおしへける所がかし、所のさまとに面白し、岩は高くきりしきて、ろびえたる峰三四ならびつゝ、松柏むろなどいふ深山木吾おひさがりて、うき雲うすくかゝれり、此山のひんがしにしの隅に、舟の泊あり、その西北になぎさにそひて、松原へきすがたにつゞきて、白濱も浪もひとつにみゆ。

牛島（クシ）　室積の東南三海里半なる孤島にして、民戸多し、（東西三十町、南北十町）今室積村の管內とす。續紀「天平二年、周防國熊毛郡牛島西汀、所出銅、令當國採冶、以充長門鑄錢」と見ゆるは此なるへし、又延喜式に「周防國垣島牛牧」と云ふもの有り此に外ならし。

美和郷（ミワ）　和名抄、熊毛郡美和郷、○今三輪村存す、岩田、[illegible]田、光井（ミツヰ）、島田淺江（アサナエ）諸村も之に屬せるならん、室積の西北とす、三輪岩田[illegible]田は山間にして、光井島田淺江（アサナエ）は海邊とす。

（光井）光井氏、又安富氏と云ふ、大內十二世弘盛の弟貞盛の子、備後守宗貞を祖とす、光井安富の人々多く文書に見ゆ、（大內氏實錄）光井村、室積の北西一里。

島田（シマタ）　今島田村、室積の西北一里半、山陽鐵道の停車場とす、島田川は玖珂郡祖生村の山中に發し、玖珂村高森村を過ぎ、西南走し、本郡に入り、周防村を經由して、島田と淺江（アサナエ）の間に於て海に入る、長凡八里、其下游高森以下五里は、小舟楫を通ず。

（島田川）

周防郷（スハウ）　和名抄、熊毛郡周防郷、○今周防村、東荷（ツカリ）村、三丘村（小松原）等なるへし、（此郷は國名の起因にして、周防凡直の住所なりけん、熊毛郡を參考すへし）島田川の峽間に在り。

（小周防）周防村を舊俗小周防（コスハウ）と呼ふ、郡名同一の郷里を、小と云ふこと諸州に其例多し。○大內義隆記云、相良遠江守武任が、陶尾州隆房をば頻に讒訴申せし事の其意趣は、尾州の知行領地德地三千貫、周防百町の事、昔は南都東大寺領なりければ、還補させられ候へと、武任頻に申けり。

東荷（ツカリ）　今東荷村と云ふ、小周防と相隣る、東寺文書、安貞

二年、修明門院御遺分御庄の中に、周防國束荷庄見ゆ、荷を理に假借せるは稲荷の例に同し。

驛家鄕 和名抄、熊毛郡驛家鄕。○蓋周防の驛家にして、今の呼坂なるべし。延喜式に見え、野口と生屋の間とす、○了俊道行振に「岩國山越過て、又海老坂といふさゝに、寺の侍りしに、とゞまりぬ」とあるは當時の驛路の狀を推すに足る、海老坂即呼坂と知るべし。

(海老坂)

呼坂 今大河内と相併せ、勝間村と改稱す、山中の一驛なり、玖珂德山の間とす、舊海老坂に作る。○神祇志料云、延喜式、熊毛郡熊毛神社、今呼坂村にあり、正倉院文書に據るに、此神天正十年、祭酒料稻四十束を充奉られし事見ゆ。

山陽

周防道上

藤徵海路紆回、常看豫參雲外堆、春到周防青始了、豐山代逐鶯光來、

大内氏實錄云、大内弘世父子の、南方官軍に歸順の年月いつなりけん、長門國豐浦郡忌宮神社に、正平四年四月十日散位弘世とある文書あれば、それより以前なりと思はるれど、貞和六年十二月内藤肥後入道が、將軍家に捧ぐる軍忠言上書を以て見るに、いまだ北朝方にて、南朝に歸順せしにあらず、七年に至りて歸順顯然たるを、仁平寺本堂供養日記、また興隆寺内藏の文書、觀應三の年號をかけり、また貞治二年春北朝に屬せしに、其年八月十日の文書、猶正平十八年とかけり、されば年號を以ては、南とも北とも定めがたし、文和元年に至り、弘世鷲頭莊白坂山に至り、北軍散位貞弘、内藤肥後守太郎藤時等と戰ふ、(古文書下同) 閏二月十七日、高志垣に戰ふ、十九日、熊毛郡新屋河内眞尾に戰ひ、藤時が弟内藤新三郎盛淸を斬る、三月六日、父弘幸歿す、廿七廿八兩日、又新屋河内眞尾に戰ひ、四月、連日白坂山に戰ひ秋八月に至り、また散位貞弘と合戰す。○按に、新屋河内眞尾の地名、今知れず、呼坂に大河内と云ふ所あり其遺歟。

都濃郡

都濃郡 玖珂熊毛の西、佐波の東にして、北は微く石見國に瀕れ、南は海に至り、島嶼前衛を蔽へり。地勢は二區に分れ、北なる山谷は岩國川の上游にして、南なるは海濱に近く、諸水各自に南流す、面積合三十六方里許、(外に海島二方里) 二十二村に分つ、人口八万、治所は富山に在り。

(都怒國)　(角國)

都濃は或は都乃に作る、古の角國の中とす、書紀角宿禰の居地なりしより此名起る、其地域は周邦諸書の際、都濃佐波吉敷の三郡に當り、周防に併す。○國造本紀「都怒國造、難波高津朝、紀臣同祖、都怒足尼兒、田島足尼定賜」とありて、田島は今佐波郡中之關の地名に存す、都怒足尼の事は書紀に寄れ、姓氏錄にも「角朝臣、紀朝臣同祖、紀角宿禰之後也」とありて、同族なりき、雄略紀に紀小弓宿禰が新羅の陣中に薨じたる事を述べ「子小鹿火宿禰、從父喪來時、獨留角國、使倭子連、奉八咫鏡於大伴大連、而祈請曰、僕不堪共紀卿奉事天朝、故請留住角國、大連遂於天皇、使留居于角國、是角臣等、初居角國而名角臣、自此始也」とあり、此文の末段角臣等初居角國とあるは、小鹿火宿禰の事にあらずして、其祖角宿禰の事に係る、其故は國造本紀に參考して之を知るべく、且角宿禰の名も此人征韓の功により、此國土を賜はりしより、己が封國の名號を以て負へる者とす、小鹿火宿禰初めて此に住留したるやに述べしは、舊史の失誤とす、尙田島の條を參考すべし。

都濃鄕 和名抄、都濃郡都濃鄕。○今詳ならず、按に都濃佐波吉敷の三郡、舊都怒の國にして、其東偏を割きて、一郡を建て、之を都濃と命名したるも、其本據の地にあらず、されば此鄕名も郡名の本據にあらずして、郡名より產れし子號ならん、今玖珂郡岩國川の上游大潮川の山谷に鄕名を缺く、此を都濃と命名したるにあらずや。

大潮川 鹿野村の大字大潮の山中に出て、南流鹿野を過ぎ、長穗に至り東に折れ、須々萬村に至り又北に折れ、須萬より玖珂郡の廣瀨村へ入る、郡界に至り長十里、又須萬川と云ふ。

須萬 今金峯村と并せ、須金と改稱す、神祇志料云、比美神社今須萬村の秋尾に在り、上宮中宮若宮合せて露島宮と云へり、其若宮の傍近に比美の名遺る、三代實錄、貞觀九年授位の神とす。○大八州雜志云、須萬は本須々萬の鄕中にて、往古は紀村と曰へり、須々萬奥村には、下角てふ字もあり、紀の角臣に所因あり。

須須万 須萬中須の南にして、長穗村に接す、德山の北東三里、陰德太平記に須萬に作る、一說此邊を下角鄕と云ひ、其名尙遺る。

安西軍策云、弘治二年、去年十二月、防州須々萬城主山崎伊豆守は、藝州勢寄來ると聞て、方々の味方へ注進しければ、元大内家の兵江良彈正忠之に加勢す、三年二月下旬、元就隆元又須々萬へ出張し、大勢討取ける、江良彈正は脫甲降人に參る、大將山崎は暫防戰けれ共不叶して打死す。○吉川記云、弘治三年二月廿七日、元就隆元岩國を立る、吉川元春は其比石州在陣なりけるが、彼表には數人を殘し置、防州へ越、小早川隆景と相共に一萬人を帥ゐて、本道筋を山口へ行たり、元就隆元廿八日鬼竹森田と云者を案內者にて、佛坂北路與坂へ人數を遣し、

離谷つまり〳〵を押けるに依て、敵悉く須々萬坂へ引籠る、三日二日惣手同時に坂之外悉く責崩。

長穗（ナガホ） 今長穗村と云ふ、龍文寺あり、永享元年、曾在山開基する所、大内の家臣陶氏の本寺也、弘治元年、陶晴賢宮島に敗死し、其子長房此寺に自刃す、中國治亂記に「富田若山の城を下り、龍門寺と云ふ曾下に入り、終に皆々切腹ふ」云々。（龍文寺）

二俣神社（フタマタ） 長穗の北、大向（オホムカヒ）村の二俣に在り、（大向今大河内（オホカウチ）と合せ河内（カウダウ）と改む）延喜式に列す、諸書に應神帝の皇子二渡王を祀るならむと云へど、不審、文德實錄には、天安二年此神官位に預れることを見ゆ、二渡皇子とせば、氏族の人々の本郷住居の關係のあるべきに、尚考ふべし。

鹿野（カノ） 大潮川の源なる大村なり、[illegible]山の北七里、漢陽寺と稱する寺院あり、文中三年、[illegible]開基、大内[illegible]見の所建とぞ、近世延寶中再興す。
神祇志料云、山田神社、鹿野の宮山に在り、山田權現と號す、三代實錄、元慶三年、山田神赤田神並に授位とある者此也。鹿野の山中に、アンチモニー礦を產す、方今開掘す、鹿野の東北石州堺には、四千尺許の高嶺ありて橫亘す。

生屋鄉（イクノヤ） 和名抄、都濃郡生屋鄉。今末武北村、末武南村、久保（クボ）村、豐井村等なるべし、鄉の東偏にして、[illegible]周防鄉に接す、延喜式生屋驛ありて、和名抄本訓に[illegible]驛なり、末武北村の大字生野屋、蓋その驛址とす。

末武（スヱタケ） 中世の庄號なり、東鑑に得富（トクトミ）末武とあり、今南北の二村に分れ、其北村の花岡（ハナヲカ）を以て、小都會と稱す、[illegible]山の東二里、呼坂の南二里、下松の北一里。花營三代記、康曆二年、國人末武新三郎といふが見ゆ、此荘の武士なるべし。（花岡）

米川（ヨネカハ） 其水源は玖珂郡須通（今米川と改む）村にして、西流八代村下谷村（今米川と改む）を過ぎ、北に折れて敵淵に分れ、末武南村の大谷濱に至り笠戸灣に入る、長六里。

下松（クダマツ） 笠戸灣の北濱にして、豐井村に屬す、又驛道直驛とす、末武南村の大谷濱の東南にして、民居の地なり。
了俊道行振云、豐後の高崎の城より、宗久と云僧、此方に渡侍らんとて、夜の夢に周防のくだ松に着きぬと語られし。鹿苑院殿嚴島詣記云、におの湊こぎ過て、くだ松といふとまりにつかせ給ふ、大内左京大夫はこゝに參りためる、御旅のつかれ飯みきなどさまぐまいる、
あま乙女しづはたおらぬくだ松も浪の白糸よりやかく覽。（豐井）
日向記云、正平三年戊子、伊東祐持卒し、嫡子虎夜叉丸尚幼稚なり、爰に伊豆國の伊東八郎左衛門尉祐藤と云ふ人、其の家督を奪はんとする心あり、足利家に申立てられ、日向國探題使の職を將軍家に合せられければ、同年八月伊豆より日向に下られけるが、周防國下松（クダマツ）の洋にて颶風に遭ひ溺死せらる、[illegible]分の企ありし故に天の怒りにあへりと、國人も申しあへり、[illegible]公より傳へ來れる、千葉家嫡引出の鏑矢も、此時海底に沈みしとなん。

鷲頭妙見宮（ワシヅメウケン） 鷲頭は舊庄號にして、大内[illegible]書に鷲頭庄分見山を錄し、氷上妙見宮の根本とぞ。大内氏實錄云、大内[illegible]「推古帝己巳歲、鷲頭庄青柳（アヲヤギ）浦の松に、大星降り繫る七夜、土人之を怪む神がゝりして、百濟太子來朝せんとす、其守護の爲に北辰下臨せりとの事なりければ、社を建て、其星を北辰尊星王大菩薩と祀り、浦の名を降松（クダマツ）と改めしと云ふ、のち社を桂木（カツラギ）に移し、また高鷲垣（タカシガキ）に移し、後さらに鷲頭（ワシヅ）山に移せり」云々。桂木は今の宮洲、鷲頭山は今の降松にて、二所ともに見えず。[illegible]に降松（クダマツ）とは本來百濟人の言葉なるべし、[illegible]マツは詳ならねど、降と云ふは百濟なき、百濟マツのマツを本として後人附會に[illegible]に過ぎず、其地名名義を稱き難し（參見の告文[illegible]左に見ゆ）（降松）
大内氏實錄云、鷲頭（ワシヅ）氏は大内九世盛房の男、但馬權守盛保を祖とす、長講に、治承四年、流人の盛保[illegible]の事見ゆ、盛保より三世孫[illegible]、其所領を十四世弘世の二男長弘に[illegible]與す、長弘、建武元年、足利氏に與し、周防の守護代と爲る、（鷲頭系圖太平記梅松論）長弘の子、但馬權守弘員、信濃守弘直の二人あり、文和元年、貞弘を弘世[illegible]鷲頭庄白坂山合戰の事、實文あり。

笠戸島（カサト） 下松の南、淺水數町を隔て、長二里橫半里ばかりの一島なり、戸數二百、今末武北村に屬す、太華山と相對し、島山稍低下也。

著笠戸泊一吟　釋　[illegible]
曉[illegible]日任[illegible]、笠戸泊中[illegible]、江[illegible]時[illegible]子[illegible]、野[illegible]五湖[illegible]越[illegible]公[illegible]、八月[illegible]、朝[illegible]人不[illegible]、[illegible]知[illegible]（本朝[illegible]詩）

「美作國司[illegible]治（中略）且[illegible]京[illegible]向、[illegible]當[illegible]笠戸也、存其旨、[illegible]之狀、如件
建武三年卯月廿七日　（貞氏花押）
三浦介殿（集古文書）

（笠戸浦）
水路志云、笠戸浦は笠戸島と大島（太華山）の間なる海灣なり、此浦は良き泊所にして、下之關の東方四十五海里にあり、其西側の大半餘は、水深五尋乃至八尋、泥底にして錨抓を善く、浦の北部の灣中央にある淺灘を除くの外到る處[illegible]地とすべし、笠戸島と北側陸岸の間は、宮ノ瀨戸と曰ひ、水淺くして[illegible]一[illegible]に過ぎざるを以て、大船を行るは容易ならず、浦頭の大邑を下松と曰ふ。

太華山（タイクハサン）、山名なり、今轉して村名と爲る、此山標高三百

六十五米突、本栄一島にして、笠戸浦と徳山灣を隔離す。故に栗屋の大島とも云へり、其栗屋村と櫛が濱の陸岸の間に、一溝わつかに遺り、舊形を辨すへし、今栗屋櫛が濱及び浦々を合せて、太華村と云ふ、南北一方里許。

(栗屋)

久米郷

和名抄、都濃郡久米郷。○今久米村、徳山村是なり、生屋郷の西に隣る。

(得善)

久米郷は中世得善庄と云ひし地にや、東鑑「文治三年、周防國在廳官人等言上、爲得善末武地頭筑前太郎家重、令横行郷乃一箇、打開官庫、押取所納米、狩獵爲宗、驅寄公民、構城郭、任自由押妨勸農」又「地頭久米國眞」

遠石八幡宮

今久米村と徳山町の間なる遠石と字する地に在り、相傳て、和銅元年、宇佐より大神影向して、遠石の上に移りますと云ふ。遠石は今影向石と稱し、民家の傍に横たふ、然れとも東鑑に「建久元年、御家人内藤六盛家、去年春以後、令亂入于周防國遠石庄、石清水別當領」とあれば、宇佐影向云々は假託のみ、遠石の存在につき附會せる縁起のみ。

(遠石浦)

了俊道行振、遠石のうらとて、山本南に向て八幡の御社います、みの御前の濱のしほひのかた、遙なるおきに大なる石のさきまかりてみた侍、是をとほ石とは申とかや、人こそしらねとぞいはまほしき也、此御神にも上矢一たてまつりぬ。○有方録云、徳山毛利侯支封、有小市聚耳、過此往々海南島嶼、慧然生櫃、村中有大石、圓而著、如拘伏背高、俗稱拜表、題曰拜石、蓋神或憑依致人禱祈乎。

徳山

今徳山村と云ふ、舊城下にして商都街あり、人口一万三千、又山陽鐵道の車驛にして、其諸灣より門司中津(豊前)に直航の便を有す、蓋周防灘第一の良泊とす。

(徳山城址)

徳山は毛利家の支封、城主格なりしを以て、館を以て城と爲せる也、家祖日向守就隆は輝元の二男、寛永十一年下松の東田五万石を分與せらる、三代元次に至り、享保元年除封、五年元次の子元堯再興、以て近時に至りぬ。

徳山灣

水路志云、徳山灣は笠戸浦の北西に隣り、島嶼に包圍せらる、(仙島黒髪島大津島及び太華山等)一大灣にして良碇泊所なり、灣口より一里内に入れば、水深十尋以下にして、灣頭を距る四分三海里の地を除けば、總て五尋乃至八尋なり、灣頭に徳山邑あり、人口約一万二千餘。

富田郷

和名抄、都濃郡富田郷、訓止無多。○今富田村、加見村、富岡村是なり、徳山の西北に隣る、富田川は加見村の北、大道理の山中に發し、長三里。

海東諸國記云、盛祥、戊子年、遣使來賀、兼報漂流人、書稱富田津代官源朝臣盛祥(此の戊子は應仁二にて、盛祥即陶氏族)此富田は、戊子入明記に「富田、勘合印鑰、福増九千斛」と錄し、當時大内家の長臣、陶の食邑にして、海驛たり、其城寨を若山と稱しぬ。○陰徳太平記云、陶尾張守早く大内義隆を討ち奉り、國主を居ゑて、國中の苛政を改むへしと思慮しけれど、此のまゝ山口に在りては、計策を遣さんに便り宜しからずとて、己は富田と號し、暇を申うけ、富田の若山に引籠り、大友毛利などを語らふ。安西軍策云、弘治元年、毛利元就嚴島に於て陶全姜を打取りければ、大内義長此趣を聞て、以外驚給ふ、然處に若山にをける陶五郎長房は、亡父全姜の吊軍せんとす、折節杉伯耆が子杉十郎重輔は、父の寃を報いんとて、其勢五百餘騎、陶五郎が居城若山へ押寄ければ、城中の者共恐怖して悉落行、重輔陶主從の頸を元就朝臣へ密に實檢に入たりけり。

(若山城址)

了俊道行振、遠石を立て富田といふうらにつきたり、是も南面をかけて入海はるかにて、こしまどもの名もしらぬがいくらも打つゞきたり、其中に又いつく島といふも侍し也、つりするあまの舟ども、嵐にむかひて忙はしげにくるもみゆ、雨けになりにたりとて、村雲のあしはやくきほひ來たり、

夕しほにつれてやきつるいとゞしくあしはやふねのとだの入うみ。

按に富田の海面には島嶼大小二十餘ありて、其大なるは仙島、黒髪島、大津島等とす、中にも大津島最大、南北二里に近く、狭長にして幅五六町のみ、民口二千ありて今大津島村と云ふ、獨立す。

(大津島)

加見

今加見村と云ふは、富田の上の義にて、山中に在り、播州村當夜寺に、印南郡の古鐘銘を載せて、

「周防國富田保上野八幡宮、明應七戊午年四月、願主朝日道重、延次采女允、生年六十二歳、勸進阿闍梨看椿大工大和相秀」

と云ふ、上野八幡は加見村にあるべしとおもはる。

平野郷

和名抄、都濃郡平野郷。○今福川村、夜市村、戸田村、湯野村等是なり、富田郷に隣り、佐波郡界に接す、延喜式に平野驛を載せ和名抄又都濃郡に驛家二所を載す、其驛址は今の福川村なる平野宿とす。

福川

徳山と佐波郡富海の間なる一驛なり、南面して海灣に臨む、即徳山灣の北西に溝れる一灣にして、仙島、黒髪島(標高三百十米突)及び大津島其南方を蔽隧す。

佐波郡

佐波郡

都濃郡の西、吉敷郡の東にして、佐波川の水域なり、北は山嶺を以て長州阿武郡と相分ち、

南は海に至る、今面積凡三十四方里、十五村、人口八万、治所は三田尻とす。

（佐婆郡）（娑麼）佐波は和名抄に「波、音馬」と注す、延喜式には佐婆に作る（万葉にも佐婆海中とあり）濁音なりしを知る、後世清音に唱ふ、又サマとも呼べしごとし、景行紀には娑麼に作る、佐波郷の條を参考すべし。（景行紀に又娑麼とあれど、此に非ず、備後の地とす）紀所征の賊魁の領有せし地にして、郡は國の内なり、中世國府を置き、一州の首邑たりき。（佐波の名義は、郡郷考に物の多き意なるへしと云へど、古言サバサマなれば相通せず、延喜式周防國中男作物に鯖あり、此魚より起因せる名にあらずや、新撰字鏡にも古書にも、諸國の土産を挙けて、周防の鯖と曰へり。

勝間郷（カツマ）

（富海）和名抄、佐波郡勝間郷、訓加都麻。○今富海（トノミ）村是なり、東は都濃郡に接する海村なり、延喜式に勝間驛と云ひ、生野と防府の間とす、今福川へ二里半、宮市へ一里半、三面皆山とす。

すはうかつまのむまやと云所に、子日し侍りしに、

思ひ出よ千年の春のけふことに勝馬の浦の岸の姫松、

（元輔家集）

富海路上　　来田　重村

環海如帯抹、連山□□□、□□□□走、行李一□□、（□□□□□□□人、路□□□長、行々□□現、□□接便人忙、

（外海）了俊道行振云、□なる大なる島は、□島とて豊後の國なるべく、此海づらは波いとたかし、是より外の海になりぬとぞ申める、やがて浦の名をも外の海といふ也、磯ぎはより九折にのぼる坂有、橘坂とぞいふ、

あら磯の道よりもなほ足曳の山たち花のさかぞくるしき　貞世

接に此橘坂と云ふは、今椿が峠と云ふにあたらず、富海の西牟禮に至る嶺を指す、浮野峠と云ふ。安西軍策云、永禄十二年十月、大内輝弘敗走、浦々に船もなくて富海まで落けるが、敵は椿が峠に行懸け、追手の者も浮野の坂を越えければ、輝弘も労れ、特に無勢なれば、左の方茶臼山へ駆上り、筒所に扣て陣取たり、廿五日の早朝、元春輝元浮野峠へ打上給て、旗頭見えければ、輝弘今は是迄也と、腹一文字に切給ふ。

牟禮郷（ムレ）

（椿峠）和名抄、佐波郡牟禮郷。○今牟禮村是なり、勝間郷の西に隣り、佐波郷に接す、牟禮とは嶺山峰の義にあたること、日本紀に多く見ゆ、此地には村北に大平山と呼ふ牟禮あり。

（阿弥陀寺）牟禮の阿弥陀寺、俊乘坊重源の開創とす、重源は建久中東大寺の勧進に際し、周防の國府に下り、同國の租税を造寺料に充て、又用材の伐採を掌り、國司上人の號を帯びたる人なり、其時材木に刻印したる鐵印、并に建久六年に鑄造したる大鐵塔も今に現存せり、又寺蔵の正治二年料田坪差は、當時の田政を考ふへく、俊乘坊系圖は元亨釋書東國高僧傳の遺脱を補ふへし、其他正治以下の年代に係る多数の文書をも蔵せり、防府の名蹟也。（史學雑誌）又寺の寺山と云ふ山麓にあたり、古墳の穴多く、四十餘所を算知すへし、村の南江泊の中野原にも古墳あり。（人類學會雑誌）

江泊（エドマリ）

今牟禮村の大字とす、三田尻港の東岸なる半島状の地に在り、三田尻市街と江を隔てゝ相望む。

元輔すはうに下れる道、えとまりと云所にていひやる、（仲文集）

江泊に我来るとは知らねばや今まで君が見にこざるらむ。

過留周防國江泊、贈賦舟中事、　蓮禪

舟中□□□□□、見□□□□□、厨女□□□夜□、□□□□□朝□、其□二品□□□、□□一□□□□、□不外求辛□□、□□中□□□□、木□□□秋早寒、□□二人□□交、□□□□□□、

（本朝無題詩）

佐波郷（サバ）

（佐婆津）和名抄、佐波郡佐波郷。○今佐波村、三田尻町是なり、牟禮の西に接し、其間に江泊あり、三田尻港は即是なり。豊後風土記に「纒向日代宮御宇天皇欲誅球磨贈於、行幸於筑紫、從周防國佐婆津發船、而渡泊海部郡宮浦」と述へ、景行紀の「到周芳娑麼時、天皇南望云々」仲哀紀の「穴門周芳娑麼之浦云々」の事も此地にありしを知るへし。

推古紀十一年、征新羅大将軍来目皇子、薨於筑紫、遣土師連猪手、令掌殯事、殯于周芳娑婆、故猪手連之孫、曰娑婆連、其是之縁也、この殯陵の事は、今宮市と三田尻の間なる桑山の頂なりと説く者あり、此頂上より石棺を発見し、鏡剣等の埋蔵を知れりと（人類學會雑誌）又娑婆連の苗裔は、永く相續せしにや、東鑑に「周防國在廳官人、土師宿禰安利等同姓五人」見ゆ。

國衙（コクガ）

（防府）今佐波村の字に遺れり、古の國廳址にして、又防府（フ）とも云ふ、今に至るも、佐波三田尻を土俗防府と呼ぶは、此遺風とす。大内氏も此府の在廳人より家を起せし也。

○和名抄、周防國府、在佐波郡、行程上十九日下十日。延喜式、周防上國、管六郡。

國衙の字は、宮市の東なる、東佐波令（サバリヤウ）の中とす、其舊域をば俗に國府八町と呼び、今佐田の間に存せり、文武紀の周防總令所も是地にありしならん、三田尻は國衙の南に隣する地にして、其海口を多々良濱と曰ふ、中國鎭西の海路に當れる津濟なれば、安藝周防長門鎭撫なと、書紀に見えたる蕃客引接所も、是地に置かれしなるへし、宮市の松崎神社は、防府の舊社なり、菅公當住あ

り、水鏡御影と稱し、古來より崇敬奉祀し、常人の拜するを能はざる祕物といふ。（史學雜志）

了俊道行振云、桶坂を過ぎて、西のふもとに入海有、東西に山さしめぐりて、其前に島あり、西ひがしのおはさに、二のわたり有て、舟ども是を出入なめり、猶おきのかたにあたりて、木しげりたる小島ども、七八ばかり並びてみゆ、北のいそぎはに人の家おありて、爰を國府と申なり、猶北の小山にそひて、南向に天神の御社たてり、御前の作道は廿餘町計、はまばたまで見えたり、其うちに鳥居二立てり、みたらしの川は路にそひて流れけり、一重なる橋などかけたり、そのにし南にさしむかひて、一重なる松山の侍るを、くはの山とぞいふ、ふもとに松原とほくなみ立て、あたりはかた濱さて、しほやく所なり、

花すゝきまそほの糸をみだすかなしづがかふ兒のくはの山かぜ。

萩古實未定之覺云、大照院樣御代に、三田尻桑（クハ）の山に御城普の思付立有之所、表方御首尾、御内證守候樣に相聞え、如何敷とて止に相成候由、右の節は桐の山の上の方を切平け、佐波川を城下にせらるべく云々。

松崎（マツガサキ）天神社　佐波村の宮市（ミヤイチ）に在り、宮市の名は之に由りて起る、祠宇は丘に倚り、樓門廻廊丹朱燦然たり、蓋し土師氏裟婆連の祖神にして、出雲神社の類也、又菅原道眞を配祀したるにや、後世は專ら菅丞相を祀さて、其舊傳を逸失す、土師氏は源平爭の頃、尚在廳の官人として、舟船奉行を世職としたりしこと、東鑑に見ゆ、此家と大内家の關係明白を缺く、尚考ふへし。

安西軍策、明應年中、足利義植卿は大内を賴み、防州國府に著給て、天神の宮寺大全坊を旅館とし、義興頓て旅館に伺候し、山口神光寺に御所を新造し、近國の武士ども馳集て守護し、永正三年十一月廿六日、義植卿山口を打出給に、大内は防長豐筑の軍兵、二万余騎を相隨、安

（桑野山）

藝國府に著給ふ

國分寺（コクブ）　東佐波令（リヤウ）（令は領に同じ）に在り、近世毛利家より重修し、門堂巖然たり、延喜式「周防國分寺料二万束、文殊會料二千束」と錄す。（此寺に大内以下の文書を多く所藏し、聖武天皇御筆心經の軸末に、周防國の三字を署せられたるは、當時每國國分寺に寄附せられたる經巻の、國分の符號なるとを知れり（史學雜志）

宮市（ミヤイチ）　佐波村の市街にして、三田尻の北に隣る、松崎天神社あるを以て此名あり、中世大内氏此地を霸市と爲し、號して防府と云ひ、海港の衝を扼制したり。○佐波郡名考云、中古大内家榮えて、山口在城の時は、この佐波の内なる宮市を城下の市場と定められたり、よりて宮市に兒部（コノカウベ）といふ者を置て、市價を掌らしめき、これ東の市也、また吉敷郡の内に津市といふ所あり、今はツイチといへど、舊くは津の市といひしこと、宗祇の紀行などを始め諸書に見ゆ、こゝは商船の著く津なりしゆゑに、津の市といふ、これ西の市也。

三田尻（ミタジリ）　今三田尻村と云ふ、人口一万二千、繁盛殷賑の海港なり、毛利家の時、船倉を置けり、山陽鐵道濱島を去る八十四哩、（山口を去る五里）下關へ四十海里。○三田尻港、市街の東南なる江灣にして、向島其灣口に當る、灣内底廣く、水面は方一海里半許、水深は港門に於て三四尋、港口に至り二尋半ゝず、故に大艦船の泊所たる能はず、此灣より西南向島と中關の陸岸の間に狹水道あり。

三田尻の鹽田は長防二州の最たり、往時より製造の業を傳ふれど、享保中に至り、產額頓に加はり、鹹滷煮の法を按し、寶曆明和の頃、田中白和と云人、焦慮して改善をすゝめたり。○三田尻鹽田は、一家の製造術ありて、下流と云ひ、苦汁の投入頗多し、鹹水二石に苦汁四斗を混ず、故に百分中鹽化曹達は八十内外に止まる、方今山口

（三田尻港）

縣下一千町の鹽田、年額一百万石に近し、海内第一の產地とす、然れとも其品質は之を稱して好良と云ひ難し。（概數、本邦の產額、六百万石とぞ）

三田尻は米多後（メタジリ）の義なるへし、古へ紀姓米多臣の人々此に住し、地名の米多（メタ）を家號としたり、續紀「延曆十年、讃岐寒川郡人、佐婆部首牛養言、牛養先祖出自紀田島宿禰、田島宿禰之孫、米多臣、難波高津宮御宇天皇御世、從周防國、遷讃岐國云」と見ゆ。

鹿苑院嚴島詣記云、周防の國府の南、たかはまといふ浦はたの、みたじりといふ松原に、御旅所をたてたり、此松原はそのかみ嚴島の明神、こゝに天くだりましまして、今のいつくしまにはうつらせ給ひければ、げにぞ神さびたる也、銀をしけるやうなるいさご、西東のすさきの中を、入江のやうに二すぢばかりしほさし入て、浦松のいたくこだかゝらで、枝ざし老かゞまりて、木だちつくろへるやうなる、むらむらおひて、其中にちいさき社のふりたるぞおはします、

松原や高洲（タカス）（高洲は三田尻の濱なり）の梢こゆるまで月のでしほの更にける哉。　了俊

英人コックス日記、西曆一六一六、十二月一日、上關より七リーグを航して、ミアノツ Mianots に至れり、翌日二十五リーグを航して、下關に達す、ミヤイチの訛なるべき歟、又は當時三田尻を宮之津（シンツン）とも唱へしにや。

向島（ムカフ）　三田尻新出の南なる一島にして、南北半里東西一里、其最高は標三百四十米突とす、戶數四百、今中關村に屬す、○此島は陸岸と狹水道に由て分隔す、此水道は三田尻港と中關港とを連絡するものにして、闊さ約一鏈半長さ約一海里、俗に問屋口（トヤグチ）瀨戶と曰ひ、大低潮には全く干出するも、高潮には艇舟を通すへし。（水路志）

鹿苑院嚴島詣記、三田尻より御船出なり、四里ばかり漕いで大江などいふ過て、おとまりといふ泊のちかくなる

（米多）

（問屋口）

ほどに、西風吹おちて、浪たかく打かけ侍る程に、又御舟をしなほして、跡のたかすのむかへ島といふうらに、御舟を寄たり、あくる日は五里はかり行て、赤崎と云浦にて、又大風にむかひて更に御舟ゆかず。(此に云ふ、オトマリ、赤崎、今不詳)

多良郷(タタラ)　(多々良獄)

和名抄、佐波郡多良郷。○高山寺本には達良に作り、太々良と注す、今三田尻の西に多々良濱あり、其南を中關(ナカノセキ)村とし、其内を西浦村とし、其北を華城(ハナキ)村とす、多良郷蓋之にあたる、又多々良濱と云ふは中關の大字濱方なるへし、三田尻濱と相連接す。

大内義隆記、百濟國の王子琳聖太子と申せしが、日本國周防國多々良の濱へ、定居三年に來迎し、大内に住居し給ひ、國の守護所の人を緣として、民百姓をしたかへ、武勇を以て國を切取事つゝかなく、次第次第に繁昌して義隆卿に至るまて廿六代、年の數をかそふれは九百四十年とそみえにける。○中國治亂記、琳聖太子、本朝欽明天皇の御時、日本に渡り、多々良濱に居住あり、種々の珍寶を奉獻けれは、則多々良の姓を賜り、多々良濱より富田の里の大内畑と申す所に移り、乘福寺と云處に居住ある、今も大内と號し舊跡あり。○按に多々良氏は、姓氏錄に「任那多々良公、御間名國主爾利久牟王之後也、天國排開廣庭(欽明)天皇御世、投化、獻金多々利、天皇譽之、賜多々良姓也」と云ふと、同皇如何、寛永系圖には、

大内氏、多々良姓、推古帝十九年、百濟王餘璋の三子琳聖本朝に來り、周防國佐波郡多々良の濱に舟をつなく、故に多多良の姓を賜ふ、時の人其居所の號きを以て、大内と名つく、琳聖九世の孫正恒、是れ大内の祖なり、其七世弘眞は吉敷郡宮野郷の主たり、其四世盛房は周防權介たり、其孫滿盛は壽永中の大内介なり、政弘朝臣妙見告文云、琳聖嫡子正恒賜多多良姓)

と曰へり、多々利は韓語なるへし、又任那(御間名に同し)の地名にも多々羅あり、神功紀に「詣新羅、次于蹈鞴(タタラ)津、拔草羅城」欽明紀、推古紀に多々羅邑多々羅城とありて、彼國にて著名なる地とす　○大内氏實錄云、多々良氏は、東鑑、文治三年在廳官人等言上、幷に國廳寺正治二年文書に、宿禰とあるを、いつの頃よりか、朝臣と改む、其先は百濟王聖明の三子琳聖に出つと云ふ(陶弘護行像賛及大内譜牒)琳聖の子正恒始て多々良氏を賜ふ、其子藤根、其子宗範、其子茂村、其子弘眞、其子貞長、其子貞成、其子盛房周防介に任ず、(弘護行像賛及大内系圖、また弘眞を一本弘貞に作り、宮野郷本主と注す)其子弘盛又周防權介に任す、(系圖及牟禮村阿彌陀寺正治二年文書)其子滿盛、其子弘成、其子弘貞、其子弘家其子重弘云々、又云、弘盛父子元暦の役、源氏に屬して功あり、(系圖中國治亂記)東鑑、文治三年二月、周防國在廳連署中に、權介多々良宿禰在京とある、これ弘盛が事なり、また「建久三年正月、重源上人使者參訴云、於周防國引東大寺杣之間、大内介弘成、聊所成違亂也、可被糺行歟者、有沙汰使者云、偏非關東所勘之輩、早可被奏聞」云々とある弘成、この弘盛の孫に弘成あれど、其弘成にはあらず、弘盛の盛字の皿の闕落せしにて、同く弘盛なるべし。

田島(タシマ)　(中關)

今中關(ナカノセキ)村と改む、三田尻の西南一里半、其港灣は向島に蔽はれ、港門を南に開く、赤間釜戸の中間なるを以て、中關と稱し中古にありては殊に著れたり、戊子入明記に「田島、勘合印船宮丸七百斛」とあるは、當時此港の海外貿易船也。

宿周防田島港　　　彦　藤　周光

乘潮相催海上行、水雲終日具傷情、嵐頭訪宿寒無意、
渡口開津浪有聲、朝倚柁樓魚路出、晩望岬角雁行横、
洛中再會悠々待、去夏帆遥指序成、(本朝無題詩)

周防田島港　　　釋　蓮禪

不億月餘超海行、只同諸使竟傷情、合江水驛浪聞色、
殘缺強等嵐咽聲、漁客舟々分浦釣、假松塢々傍湖横、
離群李收書關筆、此地風流難寫成、

了俊道行振、國府をたちてなほひがたの路を行くに、しま〴〵入江〳〵ども云ばかりなく、目もあやなる所々打續きたり、大つその濱、田島といふかたもうちけふりたる様にて、あけぼののそらのけしきにて、浪の音もきこえぬ程なり。○按に田島は周防國造の居れる所歟、田島宿禰とは曰へり、此田島を萬葉田島に作れど、國造本紀の前田本(安貞年間古寫)には明島に作りたり、萬田島を以て正眞を得たりとす、此人此地に住しければ、田島宿禰と呼ばれ、父の名を以て附國の總名として、都慈とは云へしごとし。

(岩屋浦)

田しまを幽齋紀行に田しみと云ふは、傳寫の誤なるべし、曰く「山口を出て、國府天神へ着きて、まりふの浦ちかき田しみまて、船の參るを待ち休み居る、(中略)田しみの湊にてまりふの浦を見るに云々」と、此麻里府を此浦に歌ふも誤れり、麻里府は當に玖珂郡にあるべし。足利義滿の嚴島詣記には岩屋(イハヤ)の浦と云ふ、即中關の港にや、岬角に岩石畳々たればならん、一說吉敷郡の岩淵にやと、諸記(康暦元年)云、岩やと云浦に御舟とゞまらせ給ふ、夜に入てなほ大風はげしくて、神なり浪すさまじければ、はし舟にてたゞ御一所ばかり、田島といふうらばたの海人の家に、草のおましをよそひておはします、舟どもは海上になほとゞまりぬ、大内も御ともにまいれり、御所は武藏入道や、探題などに仰含らるゝ事あり、浪風かうやうにあるゝによりて、思付すやうあり、此たびは是より歸りのぼらせ給て、今河越後入道は、是よりまかり申て、かち路より筑紫に下るべしと、御はかしなど給りて、かたじけなき仰ども承はりしかば、うれし

なきの涙、袖もしほゝに見たしなり。

周防石室眺望　　釋　蓮禪

迢々波路思紛々、當眼物華尤足云、旅泊夜深山吐月、歸程晴遠水連雲、傍湖驛樓亭々老、出浦漁舟處々分、蘆葦秋洲蕭索裡、浴鷗萬鷺幾成群、（本朝無題詩）

仁井令（ニヰリヤウ）　今伊佐江、植松と相併せ、華城（ハナキ）村と改稱す、三田尻の西にして、佐波川の河口左岸の地なり、多々良浜其南に在り、今は長防の方俗浜の譌なり。○鹿苑院嚴島詣記に、仁井浦を舟出して、御舟下松に着の事見ゆ、亦此地なるべし、此村近世斥鹵全く田土と爲り、舟の出入に便ならず。

大崎（オホサキ）　今右田（ミギタ）村に併せらる、仁井令の西北にして、佐波川を隔てゝ相對す、宮市の西半里程。○了俊道ゆきふりに曰く、

大さきの浦吹風の朝なぎに田島を渡る鶴の諸聲、

そのこなたは村のけふり立ならびて、梅やさくらの時ならぬ花さへ、咲そへつゝ、朝氣の風に匂ひ來るも、春秋をならべたらん心ちして面白し。

玉祖神社（タマノヤ）　今大崎に在り、國幣小社に列す、延喜式二座と注し、三代實錄「貞觀九年、授從三位」日本紀略「康保元年、授從一位」の名神なり、又本社の北、山崎に式内劒（ツルギ）神社あり。

按に、此神は玉作氏の祖神なるべく、而も其此地に來られて、國の一宮と爲れるは、其由明白ならず、又延喜式によれば、名神大と注せず、脫漏にもあらじ、疑ふべし、日本紀に「玉作上祖玉屋命」と爲せ、姓氏錄には「玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也」とあるは、玉作氏の祖宗とす、今昔物語に「周防國の一宮に、玉祖大明神と申す神おはします、其社の宮司にて、玉祖惟高と云ふ者ありけり、神社司の子孫也」云々とあるを釋書には「周州玉祖神宮司惟高者、累世神官也、而歸心佛乘、背地藏號、長德四年、便刻地藏六像、構一字云々」と錄す、○神祇志料云、玉祖神社二座、昔惠良（エラ）村に在しを、後に今大崎村に遷す、卽周防の一宮也、（今昔物語、一宮記）天平十年、本社の神稅　稻三千八百三十四束を以て、神社改造等の雜用料に充て、又禰宜（ネギ）玉作部五百背に三年田租を免し、神稅二百束を分給ひき、是よりさき神宜あるを以て也、（東大寺正倉院文書）大同元年、神封十戸を寄し給ひ、（新抄格勅符）神社に禰宜あり、宮司あり、世世玉祖氏を以て之を任さる、（東大寺正倉院文書）今に至て玉祖氏其祭事を掌る、（神名帳打聞）實に玉祖命の神孫也、（新撰姓氏錄）

或書に、景行紀、天皇の行幸の條に注して曰く、今の右田村の大字大崎村（ふるくは大前とかけりむかしの玉祖郷なり）の字江良にこの天皇の行宮の址なりとて、宮城址といふあり（今國幣小玉祖神社の附屬地なり）天皇このあたりにて南望したまひて、向地に瘴氣の多起るを見そなはし、まづ武諸木等を遣はして、其狀を察せしめたまへるほど、こゝに行宮を設て留まらせたまへるなるべし云々。

玉祖郷（タマノオヤ）　和名抄、佐波郡玉祖郷、訓多萬乃於也。○高山寺本には多末乃也と注す、今の右田村にあたる、佐波郡の西北佐波川の右岸にして、吉敷郡界に至る。

右田（ミキダ）　宮市より右田村を經て、鯖山峠を踰ゆるは、山口に至る山道なり、右田嶽に琳聖太子の事を傳へ、嶽中石檀あり、安置せる所なり、檀の長六尺許、又北辰尊を安す。〔人類學會雜誌〕右田は大内多々良の宗名にも見ゆ、九世盛房の弟盛長、右田庄に住し、右田を家號とす。○吉川記云、弘治三年三月、元就隆元須々萬表より大内方の様子聞ければ、陶府松ガ崎に朝倉兵部等二千人計にて陣取、右田ガ嶽の城をば、吉田右京、野田波多野以下一千余人を以て守らしめ、山口姫山には宍道遠江守を入置、石州吉見正賴押には、陶が家人野上壹岐守同入道々友山崎左馬允以下渡り河へ差出しゝ、義長は五千余騎にて山口へ扣へらるゝ告たり、頓て防府へ陣を寄らるれば、朝倉鷲頭山口へ引入、右田嶽の城兵も降參すれば、其城には南方宮内を籠置れたり、又山口の姫山に居たる宍道遠江守も味方に屬す。

高井（タカヰ）　今右田の大字なり。土俵窟あり、洞窟露出し、中に石檀ありと云ふ、土人之をば大内の先祖、琳聖太子の墓と說く。

佐波川（サバ）　一名德地（トクヂ）川、源を郡の北境德地（トクヂ）の山中柚野木谷に發し、西南鯖河内川と云ひ、堀村に在り庄方川を注せ、なほ西南流して宮市の北を過ぎ、右田華城の間に於て、大海灣へ入る、長十二里。

（見兒）

佐波川の本源（柚木村に屬す）に兒見（アニミ）山あり、標高一千一百八十米突、防長石三州の交界に於ける峻峰とす、其嶺は三方に延きて、各州界を限定す。

（川鯖）

佐波川の一支、宮市を貫き三田尻の港に入るものありて、末流二と爲る、大内家壁書に「應仁元年、佐波郡鯖（サバ）川、渡定法、舟賃二滴之事、往來人壹文宛」とあるは之を謂ふ。

東大寺造立記云、文治二年春、官家被寄周防國、四月十日、大勸進以下十餘人、幷宋人陳和卿、番匠物部爲里、櫻島國宗等始入周防之杣、而源平合戰之時、周防國無地損亡、發上人斧鉞之時、國中無人失集也、上人發悲心、以粮中米、悉皆施行矣、因茲杣人等、各發露心、不論谷峯、尋覓良材、以其勢好木也、從杣中出大河、名曰佐波川矣、水津至海七里、（三十六町爲一里）水淺故柱不流下、仍塞河而溜水也、七里之間、關木之所百十八處也、新歷於河、通于江海、從四月上旬、至七月下旬、關木造道三百町也、建久元年七月廿七日、大佛殿母屋柱二本始立之

井九丈一尺、徑五尺也。

神戸郷（カムベ）　和名抄、佐波郡神戸郷。○今小野村、出雲村に當たるか、神戸と云へば、神封の地なり、出雲神社あり。

堀（ホリ）　今出雲村と改む、三田尻の東北五里、（堀とは古城塞の謂にあらずや）德地鄕中の大村とす。

出雲神社（イヅモ）　今堀村に在り、二宮と稱し、又鎭守出雲兩所大明神の號あり、（東寺文書）延喜式二座と注す。○此神天平十年、稻二十束を祭料に充てり（正倉院文書）貞觀九年、從四位を授く、（三代實錄）此後正一位に進める、元永二年、國司藤原宗保本社に至て、弓箭鉾鋒等神寶を捧げて神拜の禮を行はれき。（東寺文書）

按、東鑑、文治三年、周防在廳官人土師宿禰安利、同弘安、豐遠、國方、弘正など云るに據れば、其祖天穗日命に同族仕奉る職の出雲杵築神を配祭て、之を出雲神と云る事、猶武藏國造の出雲神を氷川神社に祭るが如くなるへし、土人傳說には大穴牟遲神と事代主命をまつると云ふ、一座大穴牟遲神はかなへれど、事代主命は疑はし。（神祇志料）

岸見（キシミ）　今出雲村の大字なり、堀村の下流一里半に在り、延喜式、御坂神社鎭坐す、天平十年正倉院文書幷に續日本後紀に載せらる。

島地（シマヂ）　堀の東一里、庄方川の谷に在り、此谷は富田の北、鹿野の西なる山中にして、今島地、和田、串（クシ）の三村に分つ、島地より和田を經て、鹿野に至る四里許。

餘戸郷（アマベ）　和名抄、佐波郡餘戸郷。○今詳ならず、德地の山中島地は鄕名を缺けば、此かとおもはるるも徵なし。

日置郷（ヒオキ）　和名抄、佐波郡日置鄕、訓比於木。○高山寺本には訓注を缺く、今八坂村に引谷（ヒキタニ）あり、即日置谷の謂なり、比於木の於は誤ふへし、八坂（ヤサカ）は異なる柚（ユ）

（八坂）

野木（ノキ）谷も本鄕のうちなるへし、佐波川の水源也。山嶺頗高峻にして、四千尺に近きものあり。

德地（トクチ）　古庄名なり、佐波川の上游を總へ、今小野、出雲、島地、和田、串、八坂、柚野の七村是なり、往時東大寺大佛殿の杣山に定められしより、寺領と爲りたることあり。

陰德太平記云、陶尾州と相良遠州、互に虎狼の心を挾みて大内家永く斷絕すべき端緒なれ、陶か所領防州德地三千貫に、周防豐百町は往年南都東大寺眞福寺兩寺の領にて候ひしを、中頃より陶申請、彼二箇寺へは爲易地、僅十分一の所を出して、押して知行仕候、此由相良より讒訴したり、又天文二十年八月廿七日、陶入道冨田より軍勢を催ほし、已に德地より押寄山口へ向ふ。

吉敷郡

吉敷郡（ヨシキ）　本州の西境にして、東は佐波郡に隣る、面積二十七方里、人口十万、一町二十村、治所は山口の上宇野令（カミウノリヤウ）に在り。

和名抄、吉敷を與之岐と訓む、○此名は聖武紀天平二年に初出す、名義不詳、吉敷村存す。

仁保（ニホ）　郡の東北隅なる山村にして、德地庄幷に深目と山脊を分つ、溪澗は西南流して、椹野川の源と爲る、仁保の下市より、山口市街まで二里半。

仁保は近世專ら鄕名に呼へり、然れども和名抄の所載にあらず、仁科岩城系圖に、建久八年吉敷郡仁保庄ありと云ふ。○仁保氏は、其先平子重經に出づ、重經建久年中はじめて周防に下向し仁保庄に居る、其十四代の裔を左近將監高賢と號す、子孫毛利家に仕へり、（大内氏實錄）其畧三代記、康曆二年、□田仁保四郎を云ふも、一族なるべし。○大内氏實錄云、建□四年、故□□の妻仁保氏、其鄕里小高野に、瑠璃光寺を建て、保寧山と云ふ、元祿三年、寺を上宇野令に移し、今に永存す、寺傳に「文明三年造立、安養寺と號す、明應元年、覺王法□なるを以て、隣山に移し、瑠璃光寺と改む」といふは非なり、本寺はじめより瑠璃光寺と號して、安養寺とは別寺なり、さるは永正三年弘□の文書に「奉寄進瑠璃光寺、加元安養寺自牧巷領等事、右當寺者、爲先考交月當掛所、去延□四年令建立、以後諸所寄附之狀如件、幷件地者建忠領地以來、對老□□爲一期□、雖預之、既於此地送寺家遺舉之功之條、同者則以彼地、爲寺領者、彌可爲本信」云々と見ゆるをや、さるを寺傳にかく云ふは、按ふに本寺を建立するまでは、仁保氏夫婦の牌を、安養寺に安置しけるにぞあるべきか。

八田郷（ヤタ）　和名抄、吉敷郡八田鄕。○今大内村なるへし、大字矢田存す、仁保の西南に連り、山口市街の東郊なり、小鯖村も本鄕の内なりし歟。（大内の一族に矢田氏あり）

小鯖（ヲサバ）　今小鯖村と云ふ、山口より宮市三田尻に通ずる路頭にして、世界嶺は即鯖山峠也、峠は隧道を穿ち往復に便す。○鴻岡文書、正應元年

（鯖山峠）

奉寄八幡宮寺、近江國鼎恩寺半分地頭職、幷周防國小鯖庄半分預所職、伊豫國齋院勅旨田事、と見ゆ。（防長新風土記）○鴻城志云、鳴瀧は小鯖村秦寺の傍により、水勢激蕩して、北響遠く聞ゆ、故に鳴瀧の稱ありと、或云ふ、大内氏京都を模せしさき、洛陽の名をうつしたるものなりと、高三十尺幅之に叶ひ、迸水巨磐を舂り、石底に激し以て奇觀を成す、陰德太平記に、閑寞寺の後の瀧の響は、五時說法の聲をなして、没なる人

蓮心と洗ふと云へり、闢雲寺は大内教弘の菩提所なりき。

禪昌寺（ゼンシヤウ） 小鯖村の下小鯖（シモナサバ）に在り、曹洞禪の名藍也、應永三年、大内義弘の本願、僧定紹開基、法嶋山と號したり、近世に至るまで此寺に寮舍多くして、沙門數百を住止せしめたりしが、維新後頽廢す。

頌山十境　　定紹

松門幽邃路旋轉、苔封甃表蓮禪風、淺橋修竹遶岩瀨、山市滿屏對晩雲、房繞鐮峰南谷外、仙龕白洞石船中、分蔵十境非難與、本有金剛一古貫、（禪昌寺記）

大内（オホウチ） 近年、山口の東邨、御堀、矢田、長野を合同し大内村と云ふ、但し古への大内と指せる地域は、小鯖をも籠めたりと云ふ。續左丞抄に大内縣氷上山云々。大内氏實錄云、琳聖太子の居地、中國治亂記には「多々良濱より、富田の奥の、大内畑と申す所に移り、乘福寺といふ所に居住ある、今も大内と號し舊跡あり」と見ゆ按るに、富田は問田を謬れるなり、大内縣は、氷上（ヒカミ）山與隆寺舊鐘の銘に、大内村興隆寺、また同寺所藏古文書に大内村といふことあまた見え、小鯖村に大内縣あれど、今の御堀村より東を大内といへるにやあるべき、吉延覺書に「來朝したまひて、大内寺に御住居ありし故に、多々良氏大内殿と申し傳へしなり、其後また乘福寺へ御移り、今に其古蹟大内寺と申所御座候」とあり、また異本義隆記に「やがて太子の御ゆかりをぞ尋ね申ける、大内畑といふ所より名のり出させたまふ」と見ゆ琳聖はじめ大内寺にありて、後に乘福寺に移り、こゝにて死し、其後執大内畑に在しなるべし、大内寺の舊址知られず、蓋乘福寺と興隆寺との間の山に在しならむ、乘福寺後の山下に琳聖の墓あり、十三重の塔なり、傍に本寺開基重弘の墓あり、もと門前にありしを、明治八年今の地に移せり、寺僧にたづぬるに、墓下には何もなかりしと。

（氷上山）

問田（トフダ） 中國治亂記に、琳聖太子富田の奥大内畑に居ると云ふは、富田蓋問田を指す、此地に仁平寺の舊址あり、仁平元年創立の古跡なりとて、今に礎ののこれるを見る、正平七年、大内介弘幸仁平寺を修造し、鎭守山王社頭に法樂を張行したる事、興隆寺の仁平寺供養日記に見ゆ。

興隆寺（コウリウ） 氷上（ヒカミ）山は山口の東山にして、今大内村大字御堀（ミホリ）に屬す、天台宗の佛宇あり、興隆（コウリウ）寺と云ひ釋迦堂妙見堂客殿庫裡等あり、相傳へて大内正恒の開創とす、大内氏の盛代には、山口五箇寺の隨一にして、氷上寺と稱す、此寺に文明延徳の頃の彫刻にして、元龜天正の頃に補ふたる法華經の版木あり、八巻全備し、謂ゆる山口の大内版の祖なりと稱す、所藏の古文書頗多く、大内の盛代を想ふに足る。

（御堀）

御堀（ミホリ）とは、大内氏の舊城寨の謂にや、大内氏は弘世の時より山口築山に居れりと雖、その以前には謂ゆる大内村の地に在りしこと疑なし、城寨址を堀と呼ぶこと、諸州に例多し、此なるは、山口築山屋形の頃より、舊館をば唱へて御堀と唱へしにあらずや。

氷上妙見宮（ヒカミメウケン） 大内氏實錄云、舊記に據れば、大内五世茂村、鷲頭（ワシヅ）山より此神を氷上山に勸請す、異本義隆記に「氷上山の神体は妙見大菩薩にてましまます、今の上宮に不動水とて名水あり、昔此邊なる松に七日七夜の間光り物見えたり、社人官人とも不思議の思をなし、御託宣を申見てあれば、さても當國に百濟國の王子にてわたらせおはします、琳聖太子來朝あり、彼王子の守護の爲に、太子來朝以前より日本に飛行たまふなりと、御すいしやく有ければ、頓て太子の御ゆかりをぞ尋ね申ける、大内畑と云ふ所より名乘出させたまふ、其時神前にて的をあそばされたりしより以來、毎年二月十三日に御祭禮、氏神の御事とて、別て崇敬したまへば、屋形を初として各一代一頭に、御神事の營を大頭役と號して、八人の舞童をそろへて舞樂あり、的をあそばされし其例に、六人の歩射役を定められ、弓太郎は一族問田定役なり」云々、この文書まぎらはし、猶よく考ふへし、又云、延元の亂に、大内の一族、南北に分れ、各黨與する所あり、曆應四年氷上の堂宇燒失す、妙巖入道弘幸の古簡存す、曰く「當寺院内坊舍已下在家等、爲敵方被放火候事、殊以驚入候、將又一端牢寵、返々痛敷事候、抑彼寺者、當家崇敬無雙之靈場也、仍彌催興隆之思慮、爲後一苗家風之代官等、令炎滅之條希代之因縁也、宜任冥慮之條、不能買詞歟、所詮速可還住本坊、或搆要害、或結草坊、專晨昏行祈之勤、可奉訪佛智、冥鑒之謂候也、依念忙略之、恐々謹言、閏四月十五日、妙巖押字、氷上寺衆徒御中」

氷上山二月會は、異本大内義隆記に云ふが如く、大内氏の氏神妙見の大祭にて、興隆寺寺家の勤行は云ふも更なり、童舞あり歩射あり、其質略今にいたりては知るべからずといへ共、當時に於て少なしとなさゞるべし、而して大頭役たる者これを支辨する事にて、助くるに兩郡を以てす、名づけて脇頭三頭と云ふ、蓋大嘗會の悠紀主基に擬ふなり、そのこれを定むる、前年の會日に鬮を拈りて明年の役を定む、其狀を差定と云ふ、頭にあたる者請狀を捧げ、もし其費を支辨する事あたはざれば、所領を收むるを以て例とす、いま古文書の遺れるを拾ひ、之を考ふるに、正平九年、正平十二年恒例神事の興行を沙汰せる判狀あり、應永九年以下は、三頭の鬮當はゞ尋ぬべし、毛利氏天正十六年に至るまで、二月會の興行退轉なかりしごとし。（大内氏實錄）

乘福寺（ジヨウフク） 大内氏實錄云、大内十五世重弘、元應二年卒す、御堀乘福寺に葬る、法名乘福道山淨恩と云ふ、本朝通鑑に、正安中、大内權介重弘崇古人を聚襲することを見ゆ、又云、昔は乘福寺の塔頭に正壽院と云ふがありて、十七世弘世の菩提所とす、寛文年間、乘福寺火ありて亡失しけ

れば、正壽院を改めて乘福寺と爲せりとぞ、故に弘世の墓も此に在り。○鴻城志云、南明山乘福寺は、御堀村に在り、開山を鏡空和尙とす、當時清拙和尙の詩に「古雲寶氣當門座、開出伽藍一世響、百後周防千年寶、獨看東風一線青」と云ふ、[illegible]山居形勝記に、毛利家のとき、黑田如水の嘗に依て、御堀の乘福寺を破て福岡に徙之、其跡へ今の寺立てり、三重の塔殘りて數年の後に失す、右の寺の替りの意にてか、萩御城築く時に、黑田より鯱三段の瓦を贈らる、今も大なる古瓦殘り在り。

山口（ヤマグチ）

今山口町、上宇野令村、下宇野令村等に分つ、人口凡三万、大内村の大字御堀も山口の舊域とす、古の宇野令郷の地にして、中世大内氏此に館舍を置きしより、大邑と爲り、且繁榮にあたり、富强京都を擬したり、又地勢山中の平夷を占め、稍京都に似たり、大内亡びて後毛利氏の長防に封ぜらるゝや、先山口に入部す、尋て府命ありて之を去らしむ、因て阿武郡萩に築く、山口之より頓に衰へぬ、文久二年、毛利敬親侯地形の利を察し、治所を山口に遷つ、之より又長防の府邑と爲る、三田尻へ五里萩へ七里。

山口縣廳（ヤマグチ）

山口町の北、上宇野令村に在り、長防十一郡を管治す。此廳舍の地は、文久中毛利氏の藩治を置きたる舊館とす。

山口兵營（ヤマグチ）

山口町の□□に在り廣島師團の所管にして、旅團司令部幷に步兵聯隊等とす。

鴻城志云、山口は又仁壁の里、七野の里、朝倉の郷とも呼ふとかや、山口の名は、往古より海外に聞え、經國大典并に海東諸國記に記して「大内殿、多多良氏、世居州大内縣山口、（源氏云後、世事佛知）管周防長門豐前筑前四州之地、兵最强、日本人稱、百濟王溫祚之後、入日本、初泊周防州之多々良浦、因以爲氏、至今八百餘年、至持世二十三代、世號大内殿、至持世無子、以三族弘忩嗣、敎弘死、子政弘嗣、大内兵强、九州以下無敢違其號令、以係出百濟、最親於我」。○山口名勝舊蹟圖誌云、此地もと山口氏と云へる土豪の居りしを、南北朝分の頃、大内氏十七世周防權介弘世之を討し、代りて之に治す、爾後大内氏兵强く家富み、二十六世義隆に至り盛大を極めたり、當時山口は海外まで聞えたる都會なりしに、天文二十年、家臣陶晴賢反逆して義隆を弑し、義隆の嗣亂、豐後の大友氏の二男晴英を迎へ立つ、晴英二十一年三月を以て山口に入り、大内氏を襲ぎ名を義長と改む、居ること五歲にして、弘治二年内亂起り、其兵燹のため山口町はたゞ八幡を除すのみにて、其他は燒失し、居館も火災に罹れり、是に於て宮野村の廣德院に居り、後には上宇野令の觀音寺に移りしが、是時毛利氏の兵漸く進入せしを以て、翌年春高の峯城を築きて之を據りしも、要害全からず兵粮乏しくして守ること能はず、長門の府中に奔りて、遂に自殺せり、かくて大内氏の分國毛利氏の版圖に入りしかば、高の峰城を修理増築して城番を置きし故、さすが大都會たりし餘波に、寺院あるものは其塔に立かへりて、家屋を構造したるより、稍々城下の形をなしけんを、永祿十二年、大内氏の遺孽太郎左衛門輝弘、豐後兵に將となりて山口に入り、高の嶺城を圍みて、城下を焚掠す、山口之より衰へぬ。

日本西教史に、天文二十年の山口亂に、天教々師が山口に居り、内藤氏の庇保を被れる事見ゆ、義隆記天竺人とあるは、正しく此西洋人を指す、又稱火石と云ふと云ふ術者あり、彼教師ザウエーを指す歟、（ザウエーは、一五五〇年に平戶を發し、博多港に出て山口に至り、說法布教し、其國王の宮中にて、佛僧と爭論したり、當時山口に大亂起り、王は遂に殺害せられしも、ザウエーは、ナイトンドノの寺院に隱れて危を脱れ、かくて豐後王の弟山口の新主となる云々）「持火石、魔法を修し、よく未來を知り怪異を語る、國亂に先だち、本年八月、國亂れて靜謐の如くなるべしと云ふ、果して其言の如し、（義隆記異本）義隆の法泉寺に入る、火石これに隨從し、旣にして賊の法泉寺に逼るや、兵士先を爭ひ門外に出て之を射んとするに、火石時刻を勘へ、我より先んずべからずと制止せり、（異本義隆記）軍潰えて、其終を知らず云々。

山口館址（ヤマグチ）

今山口市街の北側にして、丘陵に倚る、其丘を龜山（カメヤマ）と呼ぶ、大内氏弘世より義隆まで十代、二百餘年の故城也。

（山築）按に大内氏の居館をば當時專ら築山（ツキヤマ）と呼ぶ、陰德太平記「陶隆房隱居の暇乞として築山へ出仕」又「義隆卿築山落替」などあるにて之を知る、築山は今立小路と云ひ、市中民家と爲る。鴻城志云、築山は今の山口市八坂神社及び築山神社のある邊にして、古へ大内氏別業の地なりといふ、大内敎弘築山館と稱す、蓋し其築く所ならん、老葉集に連歌師宗祇法師の句あり、

西國に下りしとき、大内京兆（大内政弘）つき山にて一座興行の時、此所のさまをつかうまつるべきよし所望侍しに、

池は海梢はなつの深山かな　宗祇

文久年中、毛利氏この石を用ひて城を築けり、然れども巨石運搬に堪へざれは、悉く碎きたりと。

大内氏實錄云、大内系圖に「弘世始遷吉敷郡山口、此地之繁榮、把于此代、山口祇園清水等宮等建立之、總擬帝都之模樣」とあり、按るに異本義隆記に「其後防州山口と云ふ所に、屋形を立られ、築地の數どもあまた出來」云々と見えたる、誰と名をさゝねど、弘世が時のことゝおもはる、系圖に符へり、故人高橋有文が著書中に「大内氏御堀村乘福寺より、山口天花村大殿山に城を築て移り、

數世を經て築山に移る」と云へるは、大藏山も古城墟なるを以て、推あてに云へるなるべし。大藏山は、按るに中國治亂記に「弘世は又將軍家へ參りければ、長門に厚東と、豐田と、周防に山口なんど申、宮方の大名有て、數年の合戰ありければ、弘世悉く追討せしめ」云々、言延覺書に「長門國にては、厚東井豐田殿と申國人、周防國にては山口殿と申人、其外人体[illegible]候づるを、次第次第に被任御存分、近年大内様御分國に及びたる儀に候」と見えたる山口氏の舊墟なるべし、大内氏は城をば築かざりしなり、上に擧げたる異本義隆記に、築地の數どもあまた出來さあるが如し、さて厚東氏豐田氏のことは、いさゝか文書等も殘り傳りたれど、山口氏のことは上の二書の外に見る所なし。○築山明神は、俗說大内教弘を祭ると曰へり、敎弘を築山殿と唱ふるに因り、かく云ふ歟其實を知らず。大内氏實錄云、築山明神を、高橋[illegible]は「兵部卿師成親王、法泉寺にて薨じたまへるのち、敎弘卿築山館内に小社を創建し、其御靈を祀られたる社を、政弘卿の父の遺言にて、廣壯に造替せられしなり、されど當時足利氏への聞を憚り、武器を埋め云々と唱へしなりとの云ひ傳あり」とかたりき、證なきことながら、李花集奧書に「此本者、先師兵部卿師成親王、出家號[illegible]筆跡也、敎弘相傳之、時享德改元仲冬日、多々良朝臣」とあれば、その事なしともいひがたし、猶よく考ふべし、本社は大内氏崇敬せし社にて文明十九年の壁書に「築山掃除事、從築山社寶云々」延德四年の壁書に「於築山築地上云々、殊御寶殿同鎭守邊」云々、武任申狀に「殊氷上山妙見大菩薩、築山大明神御前、至子々孫々可禮崇候」と見えて、大内氏滅亡後も儼然たる社なりしなるべし、後世廢す。

中國治亂記云、大内は、其の先祖は百濟國[illegible]利久牟王の御子、琳聖太子、本朝[illegible]推古天皇の御時、日本に渡り、多々良濱に居住あり、種々の珍寶を奉獻ければ、則ち多々良の姓を賜り、多々良濱より富田の县の大内畑と申す所に移り、乘福寺と云處に居住ある、今も大内と號し、舊跡あり（按に、建久六年宮野庄立券に、在管大内村とあるを想ふに、宮野山口等の總名を大内と云ひ、多々良氏此に居りし者のごとし、他所にあらず）昔源平合戰の時、賴朝公の味方に參り、大内權介多々良の宿禰と號し四國九州の軍に忠功あり、其後元弘建武の亂に、大内介弘幸其子弘世父子、宮方に盡忠[illegible]、貞治の頃は弘世は又將軍家へ參りければ、長門に厚東の豐田、周防に山口なんど申宮方の大名有て、數年の合戰ありければ、弘世悉く合追討、次第に大身になり、數代相續し、九州に於て二十餘年の間、大事の合戰二十八箇度、終に九州を打平げ上洛し、明德の亂[illegible]其身忠節、其後南朝の帝皇をいさめ申、南北の和談を相[illegible]被申、三種の神器を歸洛、無雙の大忠なりしかば、大國六ケ國を賜りて、[illegible]奉、上意、應永六年十二月、堺の濱にて天命盡て失ぬ、其子新介持盛は降參し、周防長門を賜りける、其れより六代の孫[illegible]の時、[illegible]軍を京都へ歸し入奉り、管領職に居り、從三位左京大夫に任じ、長門周防[illegible]石見[illegible]波七ケ國を領し、これより公家の列につらなり玉ひける、去れば[illegible]帝も大内の屋形を[illegible]て勅使を給はり、日本より渡唐の船は大内の封印なくしては不度と聞ゆし、[illegible]帝の御時は[illegible]從二位まで御官位をはからはれ、此頃京都[illegible]亂にて帝位もおだやかならずして、周防の山口に内裏を建立し、天子も此方へ移らるべき由、大内[illegible]けつこうありければ、花洛を南も守か實にまさるべき。○陰德太平記云、大内左京大夫義興[illegible]中は、本是れ[illegible]月の門に生れ給しかば、世に雨の[illegible]をみせさせ給て、[illegible]もこぼれぬれば、[illegible]に、さら[illegible]を[illegible]地に[illegible]すべしと、九重の形[illegible]、洛外の山川、[illegible]を模せば、西の都と榮えなん且は仮名を千載の青史に殘すべしとて、八街九陌を開き、田舍は人の心頑に詞だみて閑惡し、京人に交へなば、麻の中の蓬の曲る心も直く、言葉も聞よくぞ成らんずらんとて、町一町に京童六人宛喚下して置れ、諸藝の堪能、諸職の名人、綾物組物、織染彫刻の新造、其家々を呼下さる、又小路小路も石交らねば、車ぬかりて通り難しとて、山口五里四方には深さ五尺許りに小石を埋れたり。○大内義隆記云、義隆卿は内裏を拵み、將軍をあがめ、每年千餘貫の御[illegible]、其の外[illegible]物の種數をつくして進運あり、都よりは公家の宣下なしたまふ。○陰德太平記又云、山口は琳聖太子以來、已に千年の星霜を經れとも、曾て敵の打入し事なかりしに、今（天文二十年八月）[illegible]亂に及び、陶入道の軍勢が亂入、屋形[illegible]は一足も踏給はず、末代の恥辱唯此築山に積籠り、防戰せんと軍[illegible]しけれども叶はず、法泉寺へ落させ、[illegible]音寺求聞持堂に指合せて堅めなんとす、是を見て六千ばかりの兵共半は皆去て、[illegible]三千餘[illegible]、法泉寺へ追付、[illegible]音寺求聞持堂其外山上山下に陣取たり、既にして東方押寄々々、山々は悉く焦土に成ける程に、餘炎築山、[illegible]寺[illegible]寺、求聞持堂、其外神社佛閣數十箇所に飛移て、[illegible]の[illegible]に滅亡せり。○中國治亂記云、陶入道[illegible]沒落の後、家人ども内藤[illegible]世を大將とし、弘治二年三月、山口折原の杉七郎が館へ押寄て合戰し火を放つ、折節風吹山口館一片の[illegible]となる、大内は代々渡唐の使船を遣し、あやしに至るまで家紋を織せ、大内菱とて唐よりも色々の[illegible]物[illegible]渡り、其外の茶器唐物つめ置たる倉も、皆此時に焼失しける、たしまぬ人はなかりける、左京大夫[illegible]やくる間、八幡山にうつらる、内藤[illegible]は[illegible]寺に陣取り、同二月四日、内藤[illegible]世[illegible]寺へ押寄、[illegible]七十人一人も不殘討果しける、杉七郎正[illegible]守は、亂世の[illegible]張

本なればかやうに子孫も亡びける、弘治三年二月中旬の頃、山口高嶺に定られ、普請仰付けられ[illegible]、人夫の[illegible]なくして、[illegible]かず、かくては不叶とて、[illegible]其時へ御下り、其後元就は同日月まで防州に在陣、大内一[illegible]不残亡されける。(萩古實未定之覺書)云、慶長五年、[illegible]が[illegible]後、[illegible]元公山口糸米に當分被御牽候て御境地高嶺[illegible]、萩を御差図有之、同九年萩へ御打入。

龍福寺(リウフクジ)　この寺初め上宇野令村字白石に在りて、大内満盛の創建なりしを、享徳三年、大内教弘帰心を中興開山とし、宗旨を曹洞宗に改め、四世の住職大庵法[illegible]ありて紫衣を賜ひ、智照恵光禅師の称號を賜ふ、二十六世義隆の時に[illegible]して[illegible]所とし、官符を賜ひて大に堂宇を修造し、天文の乱に兵燹に罹り、弘治三年毛利隆元今の地に移す、此地は大内[illegible]世以来居館の址にして、弘治二年兵燹に罹りて焦土に歸したる處なりとぞ。龍福は義隆記にも見ゆ、中國治乱記には隆福に作る、即ち義隆の菩提所とす。

龍福寺は、[illegible]名瑞[illegible]と云ひ、寺記には建永年間の開基とす、大内十六世弘幸の弟新介弘直の墓此に在り、又高師直が弘直冥福の爲めに納めたりと称する經巻あり、師直の[illegible]を[illegible]すと云ふ(大内氏實録)

過大内使宿宅　佐々木[illegible]野

[illegible]、[illegible]、

竹籟松風月下聞、

有方輿(寛政八年)云、山口、村[illegible]刻、成市街之状、見石[illegible]數百歩、竹樹[illegible]田、[illegible]、聞之大内氏別荘、猶有十餘石、横臥[illegible]、[illegible]有[illegible]、平蓮寺在[illegible]、[illegible]水四[illegible]、但通一路、有川[illegible]以石橋、是皆時外郭、此地如[illegible]吉、則必有可[illegible]、[illegible]居、士流絶無、欲問而不能也。

山口懐古　[illegible]

[illegible]、[illegible]若知[illegible]、[illegible]生[illegible]、[illegible]、

先打[illegible]、[illegible]。

今八幡宮(イマ)　又平清水(ヒラシミヅ)と云ふ山口の[illegible]祠にて、大内[illegible]、文明十年の條々にも見ゆ、其建築又近代のものにあらず、大内の兵火を免れしものと云ふ、市街の東北馬場町に在り、二十二社註式に「周防國朝倉八幡、神[illegible]字佐[illegible]元年立行宮」とあるは此歟、詳異を知らず。

多賀祠　廣瀬旭莊

田間數松立、下現一茅茨、莫怪丹青古、大内公所祠、

大内義隆記云、山口に於ては春日明神、多賀の社、大中もち神のまでも、吉田の神主兼右を召下されて、是を勧請有て、天文十三年三月五日には、神道の行事を神宮司において傳受あり。(中國治乱記に曰ふ、天文十九年九月、山口今八幡宮の祭禮、義隆は兵部卿從二位に補任ありければ、アジロの車にて御社参あるべきと行列定る所に、尾張守晴賢逆心ありて、かの祭禮に御社参の時に討ち奉るべき用意の由雑説出来る、是を實かと思召、義隆卿は御社参無之、十月陶尾張守父子御暇を請ひすてにして富田と云所に引込ぬ。大内義隆記云、天文十九年九月十五日、陶は今八幡宮の御祭禮に、義隆の御参詣ありける留守を伺て、相良武任が舘へ押寄て討たんとぞいふ、相良遠江守は我身の上の過りを深くぞ存知の事なれば、龍福寺へ走り入り、髪をそり舟に乗つて筑前の國へぞ下りける。

大内實録云、明應庚申歳、先是癸丑の歳、将軍足利義尹(始義材)細川政元の[illegible]する所となりしが、後北國に奔り、丁巳の歳兵を挙げ、政元等を討伐せしに、反て彼に敗られて遂に来奔し、偏に大内家の[illegible]を頼み思召すとの事なりければ、山口に請じ、今八幡宮の宮司[illegible]神光寺を其[illegible]館とす、(足利[illegible])神光寺は、上宇野令村の江良の七尾山の麓に在り、明治三年、長山[illegible]寺を合併して、今は神[illegible]と云ふ、當時は今八幡宮[illegible]の[illegible]山の左側の地に在りて、其後[illegible]、當時下村の内にかけて、宇[illegible]と云ひ、[illegible]なりと云ひ傳ふ、按るに當時神光寺大地なりといへども、將軍の居館には[illegible]小なりしかば、[illegible]へし故に、この名あるならん。

宇努郷(ウヌ)　和名抄、吉敷郡宇努郷。○今山口町、上宇野令下宇野令、宮野等なるへし。

宇野氏は大内八世貞成の弟清賢を祖とす、正平年中の文書に、宇野[illegible]守[illegible]代あり、康安七年文書に、宇野式部丞あり、永享四年文書、周防守護代宇野帯刀入道あり。(大内氏實録)○又野田氏は大内間田氏の一派にして、正平年中の文書に野田氏見ゆ、花営三代記に、勘解由康嘉二年戦死の事見ゆ、應永十二年の左馬助弘安、永享七年の長門守護代[illegible]弘、其子弘賀等、古文書に散見す、今山口の町名に野田存す。

(田野)

瑠璃光寺(ルリクワウ)　[illegible]香積寺の地に在り、香積は創建不詳、大内義弘の菩提所にして、石屏和尚の開基なり。慶長九年、毛利氏香積の佛殿を萩に移送し別業と爲し、又塔[illegible]を萩に移して[illegible]客殿と爲したり、元禄三年、仁保の瑠璃光寺を此に轉す、五層の大塔は舊香積寺の物とす。

法泉寺址(ホフセンジ)　今その廢址、上宇野令銀杏(イチヤウ)の瀧の邊に在り、陵墓一隅抄に「後村上帝皇子、師成親王、應永二十一年薨于防州山口、葬法泉寺(ホフセン)」と録す、

[illegible]　小[illegible]

晴水[illegible]下[illegible]、参天老樹[illegible]、[illegible]林[illegible]、

中有南朝帝子墳、

史學界云、大内弘幸は、元弘の乱に官軍に應したりしが建武二年叛きて足利に従り、後正平の初に至り、又南朝に歸順し、其子弘世と共に凶徒撃破を力めたり、然るに同十八年

の春、又叛きて北朝に降り、弘世の子義弘は足利義滿を助けて軍功多し、かくて義弘は南方和平の使者と爲り、事故なく調ひ、明德三年に南帝歸洛あり、是皆義弘の斡旋に成る、而て此合一已に成るの後に至り、義弘兵を擧けて幕府を伐たんとす、其應永六年、堺浦合戰の眞意果して如何、「我れ由なき者の勸めに依て此事を思ひ立つ」と曰へるに據れば、南方加祖の情念默止し難く、當時大覺寺殿（合一後の南方）の衰運の餘りに甚しかるを傷み幕府へ對し運る所ありし歟、去れば義弘一旦敗死したりと雖、其陣中なる南方の皇子師成親王は、山口に下りたまひ、義弘の子持世に倚りたまひ、遂に此地に薨去したまふ、哀いかな、持世の子政弘は、應仁の暴亂にあたり再び云爲する所ありしも果さず。○大内氏實錄云、義弘の堺の南北塀に據るや、弟新介弘茂五百騎を率ゐ、兵部卿師成親王及び菊池肥前守等と東塀を守る、十二月廿一日、義弘敗死し南北塀陷る、弘茂拒戰し、手下の兵二百餘になりしかば、將に自殺せんとするに、平井道助之を諫め降を乞はしむ、菊池輩皆逃亡し、親王は周防に下向したまふ、按に親王は明年庚辰二月、上宇野令村の法泉寺に於て御落飾、德岡と御法名まゐらせられしこと、南嶺編年紀略に見ゆ、李花集奧書には隱見とあり、法泉寺址に御墓野といふ所ありて、古塚頗る多し、親王法泉寺にて薨したまひ、こゝに葬り奉る、因て御墓野といふと云へり、今親王の御墓と云ふがあれど實はなし、また義弘卿の墓といふもあり、これも亦無實なり。

法泉寺　　　廣瀨　旭莊

道是天文古戰場、萬松間現一僧房、金戈鐵馬歸何處、
唯有寒鐘送夕陽、

大内義隆記云、義隆の屍形は公室上臈を引具して、女中まじりに法泉寺へ引籠り、頃は霜[illegible]、共に[illegible]山を差合せて失玉ふ、陶杉内藤三家の勢、五千餘騎にて法泉寺門前へ打向、二條殿のあつかひに、義隆は隱居して御曹子を家督して和與し玉ふとの調定に、内藤か方へ申さるるも、今更に御寺なるへからず、法泉寺にて義隆は御腹召し候べしとて押へたり、義隆止むなくこゝをも出て玉ふ。

豐榮神社（トヨサカ）　上宇野令に在り、明治五年營建、毛利氏の祖南なれば、今特に官幣に列せらる、初め毛利元就の靈藝州に在りしを、長州萩府の春日神社に配祀す、其木像は石州銀山の長安寺より萩の洞春寺へ傳へし者を移す、明治二年、豐榮神の號を賜ひ、五年に至り此に移し、祠宇を盛大にす。

上宇野令（カミウノリヤウ）の白石と呼ふ地に、茶臼山あり、即古墳なり、明治二十四年之を發き、石郭中より土器、青銅器、鐵器數種を獲たり、銅長七寸、鐵鏃數枚、冑甲等は多少破損したり、又下宇野令（山口市街の南）赤妻と云ふ地の土饅頭より、近年數多の埋藏物を得、鐵製の刀、鍔、鉾刀鐵鏃等數十點、白銅鏡一面、万字形ある銅器、貝製の器物等にして、石棺[illegible]の製は非常なり。

（上宇野令）

万年寺（マンネン）　近年、萩の洞春寺を移して、万年と改む、此寺域は上宇野令に屬し、香山と云ひ、寛永十一年、大内義見が國清寺を建置したる所とす、（常榮寺を參考すべし）大内持盛の菩提所國清寺、後世廢寺、其木像は万年寺に在り。「故長門國主正從一位毛利公碑銘並序」

公諱敬親、字子常、姓大江、其先出自天穗日命、世列卿相、弘治中、[illegible]三位元就、與[illegible]子備中守隆元奉[illegible]討賊、[illegible]山陽山陰十餘州、公即三位十六世之孫、[illegible]事先帝今上兩朝、出師[illegible]、以中興佐命元勳、增封賜秩、至從二位權大納言、明治辛未三月二十八日薨、贈從一位、今茲丙申、建碑刻表、使臣剛撰銘、銘曰

武臣[illegible]、手握[illegible]、[illegible]大[illegible]、首倡勤王、
[illegible]、[illegible]、[illegible]、首[illegible]、

國用弟乏、謀設備倉、風教衰替、誰開学庠、
時哉時哉、天發禎祥、篤生偉人、大聚吉亨、
天子曰格、而任在卿、公拜稽首、協替聖明、
[illegible]旆一響、東軍致域、國是一定、殊俗同盟、
彼頑而傲、合從連衡、公奮威武、經營告成、
撫則武成、文治来昌、抜才舉傑、[illegible]之廟堂、
曰我從政、於也止名、普天王土、義不可據、
乃還版籍、先撤保障、列侯風聞、納地釋兵、
五畿八道、東西二京、同文同軌、謳歌洋洋、
凡此偉績、賴公忠貞、[illegible]書冊、煥乎天章、
吉敷之郡、香山之陲、勒銘金石、日月爭光、

明治二十九年季一月
宮中顧問官　川田　剛奉　勅撰

古熊山は上宇野令に在り、大内弘幸の菩提所、永興寺（エイコウ）の舊址此に在りて、其墓も在り、正平七年卒去、永興寺は後世岩國の横山村に移したるにや、彼地に寺名を傳ふ、又山口久保町の永福寺にも、弘幸の位牌を傳たへり、又別に白石に永興寺址と稱する地あり。

鴻峰城址（コウノミネ）（高嶺）　又高嶺（タカミネ）に作る、上宇野令に屬す。○選城志云、高嶺城は伊勢山と稱し、高さ十三町あり、弘治二年春、大内義長毛利氏の兵を防がんが爲め、こゝに築城し、未た功を竣はらざるに、仝三年毛利兵の攻むる所となり、終に利あらずして長府に奔る、永祿十二年冬十月、大内太郎左衛門尉輝弘、大友の兵を率ゐて九州より來り之を攻む、時に城番市川經好毛利氏に從ひ九州に從軍してあらず、其妻某士卒を指揮して拒戰す、日ならずして輝弘の軍潰る、輝弘の軍潰へて走る、元和元年諸國の古城破却すべき令あり、この城もまた廢せらる、この城址に泉なし、故に在城の人は水を汲みて用ひたりと、本丸、詰の丸、また天守ともいふ、此壇竪二十六間、横十三間、川石の崩れ西方に大石垣を存す。

○陰徳太平記云、二條前關白尹房公、法泉寺を拔出て、深谷を上り高嶺を越に、神明山の後なる覺雄寺へ入給ひけるを、杉豐後守が軍人行合けり、刀自刎て取、御身を仕へと申ければ、吾は武士に非ず爾も吾に於て何事をか、何に依て自害すべきや、内藤興盛方へ申送りつる事あり、其返事の到來に由て自害をすべきなり、其程は暫待へしと宣ひけれ共、雜兵放逸の荒夷共なれば、押へて御首を搔はりける。

永正十五年、大内義興、伊勢太神宮に宿志あり、高嶺(カウノミネ)に嚴宮を建す、十七年に至り落成し、遷宮を行ふ、入目惣注二百五十貫文也、高嶺(タカミネ)大神宮と號す（大内氏實錄高嶺宮廚傳）

湯田(ユダ)

（今下宇野令）今下宇野令(シモウノリヤウ)に屬す、山口市街の南西部也、礦質泉涌出す温百十度、田間の少高地を占め、屋舍浴場の設備を有す、世に山口の湯と稱す、溫泉と名つくる寺最此處に在り、椹野川は湯田の東南を過ぐ。

按に、文久三年八月、堂上三條實美以下七人浪士に擁せられて京都を脫走、乃山口の湯田に寓し、天下の形勢を伺ふ、翌年七月、長人に擁せられ東上したるも、長兵は京師に敗れたるを以て引返す、卽馬關に外船砲擊の事あり（此間に錦小路公は病死し、澤公は但馬へ赴かる）尋いて幕府は長人を征伐することとなりければ、五卿は湯田の寓所招賢閣を出て、浪士を率ゐて太宰府へ移る。

宮野(ミヤノ)

山口の東北なる山村にして、宮野上宮野下の二に分つ、阿武郡篠目生雲に通する山道ありて、其堺嶺を大峠と名つく、山口より大峠まで二里半（東大寺要錄、承久三年宮野庄と見ゆるも此なるへし）

仁壁神社(ニカベ)

延喜式、吉敷郡の官社也、文德實錄、此神授位の事見ゆ、今宮野下村の櫻畠に在りて、三宮と云ふ。（地志提要周防志料）古書に仁戸宮と云ひ、其訓はニヘなりしならん、尤此々遺る利中元年の印に「民安き秋のまもり「稻の宮」と見ゆ稻を等らせ玉ふ神にて、贄に作る稻の宮なり、方藥に「■■の■■■■■をにへす」ともよめり、贄木に「にへの稻刈あさにする」とも曰へり、又社殿の■■に大内■弘■

もる月やすきまにかへのきりぞりす。

國衙文書「建久六年、立券言上、東大寺御領周防國宮野庄、田島荒野柚山在家等目錄事、在■大内村内」とありて、次に「一見作田畠佰拾捌町伍段（中略）一在家參拾壹宇」と見え、其田數の注一田佰拾陸町參段貳拾歩、畠陸拾貳町壹段、上品中生二十卜、■清水寺境内三丁五段、田二丁六段、畠九段、殘佰拾伍町内、仁戸宮社内六丁下品上生二十卜、田五十三丁七段二十卜、仁戸宮社内三丁九段中品中生二十卜、畠六十一丁二段、上品中生二十卜、仁戸宮社内二丁上品下生」などやうにかけり、何品何生は重源上人かの九品淨土の名をかりて、田畠の廣狹を分たれたるなり、この九品を按るに二百六十歩以上を上品とし、二百五十歩以下百六十歩以上を中品とし、百歩以下を下品とせしなり、又仁戸宮は仁壁神社にて、土人は專ら三宮と云ひ、其古訓はニヘにて、俗ににかべとも云ふ。（大八洲雜志）

鴻城志云、宮野下に泊瀨寺の廢址あり、陰德太平記に見ゆ、

「願へば此も補陀落や、泊瀨の寺の奧深く、古川の邊に二本ある、杉立門をしるべにて」

殘太平記、大内義隆王法修行の條に曰く、

「春は清水寺の花見、秋は法泉寺の紅葉、夏は鰐石川の螢、冬は氷上山の雪見、日々の遊興暇なくぞ聞にける」

清水寺も宮野下にあり。○大内義隆記云、義隆■北の御方は、山を遁け谷を下り宮野の妙喜寺と云寺に■入玉ひ、出家して心ならすに發心して、念佛申玉ふ許也。

常榮寺(ジヤウエイ)

香山と號す、上宇野令に在りて、■■■■■■■■者なり。大内盛見■■■十一年■創立、國清寺と號したる者なり、す、慶長年中、毛利氏國清寺を以て■■■■■■■■■■■き、文久三年之を深野に移建す、■此に■■町■■■の■葉「常榮寺■■■■寺」の■■■■■■、更に常■寺を以て■稱とす、此地■大内氏の別■にして、園池は其遺構とぞ今又潮音と改稱す。

一之坂(イチノサカ)

上宇野令村の北嶺にして、山口を去る一里半萩への通路にあたり、坂堂峠とも云ふ、峠より北に下れば、佐々並■まで一里、峠の南に木戸■■あり、是も京都の木戸に比べて寫されたるものとぞ。○山口■■■■■云、防州一の坂銀山の義第、天野文右衞門と申者に山奉行被仰付候、至于今天交■■申候は此人のこくいの銀子也、山を請候町人■行引たる■、當時大石に■■金の入■残たり、然共此者は■■■■候て非人になりたると申傳候、■一の坂の銀は■■■■■より一の坂の金柱の■五本、往古は見え候由、當時は功者之者は三本までは見え候、■銀山の所の一本松■おゐさんとすれば、山中■動仕候由、其下に銀多きと申傳候、山■絕以後百餘年になる、■■の御城普請此山の御進上にて出來と申候、毎日千枚の御進上、三四十年も■■候由、彼所に遊女町、魚屋町、八百や町、■■■に殘り、其名を申傳候、俗にげさい場と申候も、此かね山の間夫の所をさしていふ。

吉敷(ヨシキ)

（赤田）今吉敷村と云ふ、山口の西なる山中に在り、美禰郡大田に赴く通路之に係る、山口より大峠まで二里。三代實錄、元慶二年、周防國赤田(アカタ)神授位、今この神吉敷村の赤田に存す、防州五社の第四とす。○吉敷の大字中尾に、凌雲寺の廢址ありて、大内義興の墓も此とす。

矢原(ヤバラ)

今朝田と併せ、大歲と改稱す、湯田吉敷の南にして椹野川の西岸とす。

大内氏實錄云、明應六年、大内義興五社參詣次第の舊記あり、一宮玉祖、二宮出雲、三宮仁壁、四宮赤田とし、五宮を淺田とす、淺田神は朝田村に在り。

(朝田)

方便山 二峰に分れ、山口の西北に於ける界嶺なり、或は東鳳翩西鳳翩と號し、標高各七百四十米突許、吉敷村の大峠は、此山の鼻下する處を横絕する線路なり。

黑川 今平井と合せ、平川村と改む、矢原の東、椹野川の畔とす、此邊郷名を缺く、大内家の家臣に黑川平井の諸士あり、ともに此地名に出づる歟。

椹野川 吉敷郡の幹流なり、水源は仁保の山中に出て、山口の南に於て、小鯖宮野の山中に出づるものを併せ、西南流、椹野庄に至り南に折れ、名田島村に至り海に至る、長十里、椹野庄は今の小郡村是なり。

小郡 山口の西南二里なる大村にして、上郷下郷の二に分つ、(和名抄の郷名を詳にせず)古椹野庄と云ふ、東大寺要錄に長德四年吉敷郡椹野庄とあるもの是也、小郡と云へば古代郡家の地なるべし、椹をフシと訓むこと不審。

(椹野)

小郡下郷に、中領八幡宮あり、其別當を妙堪寺(舊名景福寺)と云へり、郡中の明神とす。○明治二年、山口藩改革の事あり、兵士功勞を恃み不平なり、大樂源太郎之が首謀となり、名を攘夷に托し僧侶及び士民不逞の徒を煽動す、三年二月、遂に地方を剽掠し、故兵部大輔大村永敏の墓を發き、關を要所に設け、藩廳に逼る、藩内大に騷擾す、知事毛利敬親父子自ら出て之に說諭す、暴徒等怒て聽かず、藩士之を憤み、兵を長府に集め、十一日進で小郡に戰ふ、賊兵潰走、幾もなく平定す。

仲河郷 和名抄、吉敷郡仲河郷。○今詳ならず、黑川の邊にやと云ふ說あり。

益必郷 和名抄、吉敷郡益必郷、訓也介比止。○高山寺本には夜介必止と注す、今其所を詳にせず。

廣伴郷 和名抄、吉敷郡廣伴郷。○今詳ならず、椹野小郡の邊にあらずや。

神前郷 和名抄、吉敷郡神前郷。○今詳ならず、前とあるにより海中へ突出したる、岐波村などにやと云ふも、臆想に過ぎず。

俘因郷 和名抄、吉敷郡俘因郷。○原書浮囚に作れど、俘囚を諸國に配置されしこと古史に見え、播州に俘囚郷を置するにより之を正す、今其地を知らず、仁保の山中などにや、一說椹野の椹はフシウの訛といへり。

八千郷 和名抄、吉敷郡八千郷。○今大道村なるべし、延喜式に八千驛ありて、山陽道にあたる(後世岩淵驛あり)驛道又大道に作る、驛路の心にや。岩淵宿は今大道村に屬し、佐波郡界に接す、今川了俊の道行にも見ゆる地名なり、宮市の西一里半、驛道宿の東半里。○大村永敏の墓は、大道村の字圓山に在り、其神道碑に曰く、當王室中興之際、大村公爲兵部大輔、首建議曰、方今諸藩本封罷除、習各異制、宜陸軍仿佛國海軍仿英國以統一、而其下手之方、以延二國兵學師、教育人材、撰造器械爲先、諸藩聞之、異論紛然而起、公確乎不動、更引東西形勢古今得失、辨之極剴切、於是廷議乃決、(中略)公諱永敏、通稱益次郎、本姓村田、後有詔改大村、周防國吉敷郡鑄錢司村人、考諱孝益、妣村田氏、生于文政七年、薨于明治二年十一月五日、享年四十又七、歸葬于其鄉圓山先塋、贈從三位、(下略)。

(大道)(岩淵)

鑄錢司 今村名に襲す、大道の西にして、又山陽道の路頭とす、中古官家鑄錢所を置きし遺蹟とす、蓋弘仁中の設置にして「天慶三年十一月、周防國飛驛言鑄錢司爲賊被燒之由」と日本紀略に見ゆれば、百餘年間の鑄錢所也。

山口名勝圖志云、鑄錢司址は今も鑄錢司村と云ひ、その村の今宿なる寺家(寺家もと司家なり)、其地正護寺門前にあるをもて云ひならはせり)にありしを後に潟上山に遷されたるなり、さて潟上山は風土注進案に「今岩砂山に申候て、往還より南の方に寄りにる山を潟上山とも申候由、このあたり潟上村潟上の森など云も御座候、又一說には今の糸根村の上なる糸根山を潟上山とも申候由、いづれも難相分儀に御座候」今これに考を附してこの潟上山一定せんも難けれども、續日本紀「承和十四年、周防國鑄錢司、遷立司家東方潟上、許之、遂伐樹木」云々とあるによれば、前に見ゆるじげ村より此糸根山こそ十六七町許東方にあり、且は山谷も深く水木の便利もよくて、古書の東方又遂伐樹木とあるにも通ひたるなれ、此山の中平らかなる野原に鍛冶やが床など云ふ所あり、又政所(岡村の端田の中)銅座(長澤堤の中ほど)鑄錢坊(糸根村の寺前と云所)等の地名のこる。

(潟上)

太政官符(類聚國史承平二年二月)

應鑄錢司秩定六年事

右、太政官去天長八年二月五日、下式部省符偁、件司遠置周防、赴任之吏不異國司、自今以後秩滿解任、一准國司、但鑄錢師等非此限者、今奉勅、鑄錢司之職、此異國司、四年爲限、多累交替、宜改前格、更定六年云々、

太政官符(類聚三代格貞觀十一年)

應周防國々守、兼任鑄錢司長官者、四年爲秩限事、右所被請偁、件司在周防、秩歷之期、宜定六年者、如今國守之例、兼任鑄錢司長官、伏望令國司帶長官者、以四年爲限者、奉勅依請、

太政官符(類聚三代格寬平八年)

應令周防國田租穀、充鑄錢料雜物直事、
右得撿案內、鑄錢料物者、以周防長門伊豫等前後當國所備充也、其用途度有二、自弘仁十三年至于天長五年、則以三千五百貫爲限、自天長六年至于承和元年以一萬一千貫爲限、定此數之日、改度用物、謂所出銅、今支鉛價、其後依司奏請、減省前後、猶以三千五百貫、定爲鑄料、隨減其程減、定用途、而只減錢數、不省料物、然而當國以守、勤致闕怠、猶無完納、年料之錢、不由舊儀、因茲年來之貢、不過五六百貫、是則徵以周防一國所進之物、所謂違也、伏望者、自今以後停止件七箇國之課、割彼國納官租穀六千九百九斛內、爲鑄錢料雜物直、其鑄用白米黑米、鞍繩、庸布商布、調綿、鹿皮牛革、凸等之雜物、宜准價二万六千九百束、相折宛當穀四千二百十二斛、然則雖有損年、可以足矣、況無損年、寧有餘剩乎、但彼諸國交易雜物直稻、除鑄錢料之外、每年爲糙、附帳言上者、奉勅依奏、延喜式云、凡周防國人、不得任鑄錢司官人、又云周防國鑄錢料、二万八千束。

(達理山)

按に、續紀「文武天皇二年、周芳國獻銅鑛」とありて、又「天平二年周防國吉敷郡達理山、所出銅、試加冶錬、並堪爲用、便令當國採冶、以充長門鑄錢」とあり、達理山今詳ならず、鑄錢司村の邊ならん、一書に大道村大字切畑（キリヤマ）にカナヤマと名つけ舊銅坑存す、されば達理山は達理山の譌にて、切畑にあれば此名ある歟と論す、又按に此鑄錢所は初め長門國に置かれ、弘仁年中に此に移されしごとし、(長門國條澤寺を見よ)又一說鑄錢司の黑山八幡宮は棟札に大永二年斷遺の由見ゆれど、傳說に弘仁七年の鎭坐と云ひ、三代實錄「貞觀十五年九月、授遠江國正六位上伊古奈神、鑄錢司黑山神、火山神、從五位下」とある黑山神は、此なるへし、周防國の三字を脫せるものとす、火山神も亦當國ならん(山口名勝舊蹟圖志)

陶（スエ）

(糸根)

今陶村と云ふ、鑄錢司の西にして、椹野川の東岸なり大內氏の長臣陶氏の故里なるべし、大內と同祖の家とす、[illegible]云、陶峠また糸根とも稱す、永祿十二年、大內輝弘豐後國より吉敷郡秋穗の浦に着船し、山口へ進入のとき、この峠にて合戰す、其戰死者を葬りしものか、塚原の中に千人塚あり。○大內氏實錄云、陶氏、始祖を弘賢といふ、右田弘俊の弟なり、陶村を領す、地名を以て氏とす、其子弘政、都濃郡富田保に移る(系圖弘護肖像贊及肖像贊)弘長を生む、弘長尾張守となる(系圖古文書)剃髮して尾張入道道琳と號す、盛見の長門守護代たり(守護代記弘護肖像贊)子なし、叔父弘繼の三男三郎盛長を養子とす(系圖古文書弘護肖像贊には弘長生盛長とす)盛長の子を盛政とす、持世の時、周防守護代と爲り、子孫世襲す。

多寶鄕（オホミ）

和名抄、吉敷郡多寶鄕。○原書多寶に作る、今此郡に大海（オホミ）山あり、山陽道の南なる海表に峙ゆ、山麓は即秋穗庄なり、大海疑ふらくは多寶にして寶は寶を誤れる者なるを。

大海山（オホミ）

大道村の南にして、標高三百十米突、其東は海水灣を成し、大海浦と云ふ、佐波川之に注入す、山の南は高聳にして、岸崖曲折して、多數の岬角を生ず。

秋穗（アイホ）

(二島)

今秋穗村、二島村の二と爲り、大海山を背にし三面皆海濱也、秋穗港は又大海の港と云ひ、秋穗村に屬す、佐波郡の西浦村と相對向す。
安西軍策云、大內太郎左衛門輝弘、永祿十二年九月、豐後の鶴崎より舟に乘、長門國秋穗（アイナ）白松浦へ打上り、それより山口に入部す、然るに十月廿三日、吉川元春長府お打立、舟木へ着陣し、明日山口發向と聞えしかば、輝弘今は叶はじと、取ものも不敢取、山口を落、秋穗白松へ出で、浮野を差て落ける。
二島（フタシマ）村と秋穗の西に接し、深溝海に臨む、東寺文書に「文永二年、閏[illegible]」と載す。

名田島（ナダシマ）

二島の北、陶の南にして、[illegible]、深溝の潟海に入る、了俊[illegible]こと見ゆ、此歟。
了俊道行振云、なおたを行かゝるはざに、[illegible]しとて、北にそひて聯なる山路になりて、岩淵といふところに出たり、此方も猶なた島かたとて、遠さひかたなり。

賀寶鄕（カガホ）

(嘉川)

和名抄、吉敷郡賀寶鄕。○今嘉川村、井[illegible]村なるへし、名田島の西にして、小郡の南、長門厚狹郡界に接す。○延喜式、八千鉾の下賀の一字あるは、寶字を脫せるにて、即ここの賀寶也、今嘉川と云所あるは、道行ふりにも出たる處なるが、舊くはカヽホと云けんをば、ホの通音にてカヽはとなり、終には賀川と川字を書やうにも轉り來れるなり。(郡鄕考)
了俊道行振云、今夜は香河とかや中所にとゞまりぬ、竹の一村侍るみこしに、島のちかく〳〵と見えたるを、このさと人にとへは梅が崎といふ、
立かへり春や來ぬらん梅が崎ちりにし花さみゆるなみかな、
まとや、この月は、すくなき春といふなるも、ことはりとおほえて、山梨李なざまでも咲たり。

深溝（フカミゾ）

(津市)

今嘉川村に屬す、港灣は阿知須灣の北に連る、潟池狀の水面なり、方一海里半許、椹野川は此灣中に歸す、戊子入明記に「深溝[illegible]野先六百斛」とありて、當時大內家の海驛にして、三田尻[illegible]と並比して西の津の市と曰へりとぞ。○宗祇紀行云、山口を立て過行程に民屋一むら有津（ツイチ）の市といふ、左に河ながれ、瀨づちはやや入りて物さびし、かつまたの池もかくこそはと、堤崩れて[illegible]、うた[illegible]、小[illegible]、手向[illegible]けはしから[illegible]

にや、大なる石に木綿かけたる有、こゝなん周防長門の境といへり。(文明十二年)○津市を小郡の港とも云ふ、圖書編に翁哥里浪と譯す。

圖書編、日本國序に「周防州、其南邊之島、爲翁哥里、爲衛大老里、爲東大、爲哈奴米、爲哈迷奴失記、爲奴瑞市米、其北邊海之島、爲斯奴、爲貴孤哈打、爲夜市、爲高奴烏嗎、北至三島、海面三百五十里」とあり、小郡三田尻富田上之關は明了とす、奴瑞市米は一に富瑞市米に作る、卽宮市のみ、北海とあるは長州の武利の港なるへし、須佐の外は詳ならず、三島は見島に同し。

(岐波)

岐波

今東岐波、西岐波の二村に分る、厚東川の南一里にして井關村に至り、又一里にして阿知須に至る、(卽東岐波村なり)阿知須の西南一里半を床波と云ふ、(卽西岐波村なり)床波の西は直に厚東郡宇部村に至り、原野斥鹵相接す。

(阿知須)

阿知須の海灣は、秋穗の支付埼を東角とし、東岐波の月埼を西角とし、北に入る二海里、東西一海里半、その奧に又深溝の一支港を開く、阿知須井關の村落は海灣の西岸に在り、灣中に幾多の岩嶼散在す。

長門國

(長州)

長門國

周防石見の西にして、三面海に至る、其西南隅は筑紫の地に對し、海門狹窄、謂ゆる馬關海峽是なり、今本州、面積凡二百方里(海島三方里許)五郡に分ち、山口縣治に隷す。俗して長州と云ふ

長門は和名抄奈加度と注し、舊穴門に作る、國[illegible]の際、阿武國を併せ長門と爲す、天武紀五年の[illegible]に「凡任國司者、畿內及陸奥長門國以外、皆任大山位以下人」とあるは長門國關塞ありて、西方の一鎭なりければ也。

○長門穴門の異同に就きて、古來其說あれど、多くは誤れり、抑穴門は海峽の名より出て、今の豐浦郡美禰等の總名と爲す、仲哀紀に「穴門に幸す」又「穴門直踐立」と見ゆる者是也、(之よりさき、垂仁紀に穴門國とあるは此にあらず、筑紫の地にて、筑前那珂郡の事とす)國造本紀に

(穴門國)

穴門國造、纒向日代朝(景行)御世、以櫻井田部連同祖、邇伎都美命四世孫、速都鳥命定賜

と據し、(古事記、[illegible]の段に、櫻井田部連之祖、島[illegible]根」と云ふ人見ゆ)和名抄豐浦郡に田部郷あり、河內國に櫻井郷あれば、國造の家は河內より移れる也、孝德紀に「白雉元年、穴戶國司草壁連醜經獻白雉」と見えたり、(之よりさき、古事記に倭武命穴戶神を服せしめたまふことあれど、此にあらず、古の穴戶は[illegible]の津郡かの事とす)草壁連も其本國は河內なれば、穴門國造穴戶國司は一家なるべし、さて此穴門穴戶は共に古訓ナガトなるを、文字に寫したる後、其字樣によりてアナドともよみ、長門と穴門との同異を論ふことゝはなりぬ、是は已に

釋紀云、弘仁私記曰、穴門今曰長門國。○拾芥抄云、長門、元曰穴戶。

と見え、弘仁の昔に於て穴門をばアナドと訓み誤まれるを想ふべし、書紀編纂の當時、長門穴門穴戶をば皆ナガトとよまれし證は、齊明紀の長門、欽明紀の穴門等互用せられしにても明白なり。

或云、穴門を字の上にて按ふに、穴の字をたゞ奈とのみ訓まんことといかゞあらん、但大穴貴などの如く、上よりつゞけて訓める例なきにもあらず、また海門を加登といへることは更にあるべくもあらず、且孝德紀に穴戶をかける、加登とよむべからざる明證なれば、奈加登と云ふ名は阿奈加登の阿を省けるにあらざること[illegible]し、又或は長門は中門にや、さるは東門と西門との中の門なるべく、さらば赤間關も中間の關の義にて、中門によしある號なるべし、赤と中と親しく通ふ例は、神代紀に中筒男命を赤土命ともあるなどの如くならんとおもへりしかども、この說もわろかりき。○今按に、穴戶をナガトとよむはナノトの義なり、されはアナガトと云ふ語と相通ず、其語源すでに同しければ、古人はナガトともアナガトとも、又アナドとも呼びて、混亂の嫌はなかりしならん、之を要するに長門のナガは穴之の義なりと信ぜらる。○或云、向津野大濟、景行紀に「一今所謂向津村、和名抄、長門國大津郡向國」と見ゆ、近藤芳樹翁も、向津野はいまの大津郡の向津具の事として「古へ皇國より三韓へわたるに、向津野名[illegible]皇の二所ばかり近きはなし、往來の船皆この二所より揚帆す、故に大濟と云ふ、この地豐秋津洲の西北の極にて、直に三韓に向ひ對せり、されば向津野の東門を異國往來の要津」云々と、長門遊覽志に云はれたるが、さもにきこゆることなり、谷川氏は實地を踐みたる人ならねばかばかりのことはありもすべし、翁は我防長の人にてありながらなぞかゝる僻案をいだされにけん、向津具は穴門より西北に當れば、いかでか穴門の東門とすべき、向津野の大濟は、長門國志に「向津野は、和名抄に豐前國宇佐郡向野郷とあり是なり、古國界向野海津の[illegible]岸に方れり、其關海上凡十六里余」といへるぞよき、これにてこそ穴門よりの東門とはいふべけれ。○今按に、宇佐郡の向野は海岸にあらず、且本文の向津野大濟は下關海峽附近の事にして、宇佐の遠きに及ぶべき形勢にあらず、海峽の對岸なる門司大里などの地をば上古には向津野と云へるのみ。

厚狹郡

厚狹郡（アサ／アツサ）

州の東堺にして、山陽道之に經由す、美禰郡の諸水は本郡に入り海に朝宗す、今面積凡廿三方里、十六村、人口六万五千、郡衙は船木に在り。
厚狹は和名抄安豆佐と注す、唐名に枯あり之に同じ、後世アサと呼ぶ、遂に厚字を用ふるに至る。續紀「神護景雲二年、長門國言、厚狹豐浦二郡、宜養鵜、令傳調御、代分輸絹、許之」と見ゆ、中世に及び厚東厚狹の二郡と爲り、應永記」に之を證す、大內家の書正保圖の等、皆東偏を厚東とし、西偏を厚狹とす、寛文年中復舊して之を合併す（一説厚東に對し厚西の稱ありしと云へど、其證を見ず、西偏に吉田郡の稱ありしこと、艮田郷の條參考すべし）

（厚東郡）

山中（ヤマナカ）　今厚東地、瓜生野等を併せ、二俣瀬と改稱す、山陽道の[illegible]にして、東厚川（周防佐波郡）を去る二里、厚東川に瀕す、延喜式に長門の驛名を錄し、阿潭厚狹とあるも此間とす、然れども阿潭の訓を審にせず、アタミとよみて、厚東村の吉見にあたる驛とも云ふ。宗祇九州道記云、山中といへる所に、賤なる者有て、木深きかたはらに、夕日かくれのほど、松虫の鳴からしたるもあはれ淺からず、今日は長月の六日なれば、彼野々宮の事に、昔な鳴そへぞなど侍りしも、思ひ遣す事なし。

（二股瀬）

吉部（キベ）　今吉部村と云ふ、二俣瀬の北にして、小野村と隣り、美禰郡界に至る、荒滝山は美禰郡伊佐村に對し、山頂に城址あり、大內の一族內藤氏の居址と傳ふ、厚東寺記、（群書本）至徳三年、大內[illegible]、歸依厚東郡吉部郷、霜浴備之資。○吉部の名義、長防諸郡に同名多し、一[illegible]

二處郷（フタヰ）　和名抄、厚狹郡二處郷、訓布多井（高山寺本には二家に作り、不多閇と訓む、其相異の所以を知らず、（又刊本大津郡にも二處郷ありて高山寺本之を缺けり）今の二股瀬、厚東村等すべて厚東川の山谷ならん、郡の東偏とす、二處の名義不詳、今豐浦郡に蓋井島あり、二列に居る意歟。

（二家郷）

厚東川（コトウ）　水源は美禰郡の東北に出て、綾木川嘉万川の二源あり、二水南流、本郡に入り、小野村に於て相合ひ、南流、棯曲村に於て海に入る、長十二里、一名廣瀬川。

厚東（コウトウ／コトウ）　今吉見、棚井、廣瀬、末信等を併せ厚東村と云ふ　中世厚東氏の據れる邑にして、二股瀬の南とす、吉見の南、河水の左岸に霜降山あり、厚東氏の城址と傳ふ。
厚東は吉部郷の[illegible]にして、源平盛衰記に「平家年來の伺候人、長門國には厚東入道武道」と載せたり、建武中興厚東武實本州守護職を賜る、（豐府志には武實を太郎入道崇西と稱せり）厚東氏之より周防の大內と抗衡、常に[illegible]、正平年中、大內弘世、武實の孫武[illegible]（一説子武村と云ふ）を[illegible]、[illegible]武豐前郡に走り、肥後の菊池氏に依頼せしが、後遂に亡びし、本州全く大內に歸す、棚井の恒石八幡宮所藏古文書に曰く、

厚東郡棚井村恒石八幡宮々司職并吉見村內[illegible]田貳段
大宮云々
正平十三年十二月日　左衛門尉[illegible]武判

棚井の村中に、土を塞て往々塔（開道の傳塔）を得ることあり、是は厚東氏の遺物と云ひ、今も之を見るべし。

（棚井）

吉見（ヨシミ）　今厚東村と改む、船木の東山中の宿村にして、山陽道に係る、持世寺と云ふ村に温泉あり、温度低くして[illegible]熱を加へ浴湯に供す、其湯[illegible]、土人云ふ、昔に厚東氏の往昔には、[illegible]湧出しけりしを、[illegible]、近世文化年中より又浴場を開くと、持世寺は厚東氏の[illegible]なり。

（持世寺）

阿潭（アタミ）　延喜式の驛名なり、豐後風土記に、玖潭をクタミと訓みたる例によれば、アタミなるべし、又は里程より推せば、山中吉見の邊にあたり、吉見には温泉ありしと云へば、アタミは温水の義にして、持世寺を驛址とす。

宇部（ウベ）　厚東村の東南なる濱村なり、霜降山其北に峙ち、東は[illegible]村厚狹に連接す、原野饒し、宇部は古人誤り宇部に作りたる者多し、播州[illegible]の觀濟寺の古鐘は、元文年中此地の土中より發掘せられ、永和五年の銘に「長州厚東郡宇部郷、松江山普濟寺」と鑄せたり、又棚井村民の所藏古文書に、

奉寄進長門國厚東持世寺
宇部郷之內田地之事、坪付在別紙、云々
建武二年三月　沙彌（厚東氏）

とも見ゆ、

（宇部）

產業事蹟云、厚狹郡宇部川上の地方は、往昔[illegible]荒野、蒼々茫々たる一大曠地なり、元祿年中、福原[illegible]、[illegible]、之れに從事する者殆んど十年、其間[illegible]、荒野を拓き、[illegible]、[illegible]各其地形に行り、[illegible]宜しきを得、遂に[illegible]作（田歩七十町）の功を竣へ、其十四年更に[illegible]作（田作十五町）を成し、又更に[illegible]の如き天然の地形を卜し、堤防を築き[illegible]を[illegible]、大池を爲し以て用水に充つ、現今[illegible]田四百余町歩に[illegible]、住居する者一千三百餘戸、[illegible]二十[illegible]餘ありと云ふ。

宇部御埼（ウベミサキ）　宇部の南角にして、沖宇部と云ふ、此御埼は[illegible]東の本山[illegible]の東[illegible]里なる低角にして、[illegible]にて

最南に突出する所とす、舊松島立、遠く番ふへし、本山の洪潮は、御埼の南南西三海里、間に横延す。

藤曲(フヂマガリ) 今中山村と相合せ、藤山と改む、宇部の西にして、厚東川の河口にあたる、舟木の南二里半。

むへと云泊にして、鷺の木に居て鳴きければ、所がらにや身にしみてよめる、(散木) 俊頼

鳥の音も涙催す心地してむべこそ神は乾かざりけれ、

按に、此むべは、宇部なるへし。

見穂郷(ミホ) 和名抄、厚狭郡見穂郷。○今詳ならず、宇部、須恵の邊なるへし(高山寺本には見穂の名を載せず)

神戸郷(カムベ) 和名抄、厚狭郡神戸郷。○今詳ならず、宇部、須恵の邊なるべし。

須恵(スヱ) 厚東川の西にして、今西須恵を改め須恵村とし、東須恵を改め厚南(コウナン)村とす、此近邊所々に石炭を產出す、中にも西須恵を以て最盛とす。小野田(チノダ)は有帆川の河口にあたり、一海驛たり、西須恵に屬す、舟木の南二里

(小野田) 近時セメントを產出す。

本山埼(モトヤマ) 須恵の南なる半島狀の岬角にして、崖岸嶄然たり、本山の上は標高一百米突、馬關海峽の東に南角江埼(ヒサキ)(豐前企救郡)の正東七海里、埼逢の小灣を苅屋(カリヤ)浦と云ふ。

舟中苅屋浦、別諸子、　村上佛山

幾人相送立崖根、島樹汀雲[illegible]色昏、離恨綿綿伴潮得、一航殘月出長門、

有帆(アリホ) 今高泊、千崎(チザキ)と相合せ、高千帆(タカチホ)と改稱す、須恵の西南とす、有帆川は萬倉村の山中に發し、南流舟木驛を經て、小野田に至り海に入る、長四里、

久喜郷(クキ) 和名抄、厚狭郡久喜郷。○今詳ならず、舟木万倉の諸村にあたることとし、二邊と厚狭二郷の間なり。

船木(フナキ) 今舟木村と云ふ、山陽道の驛次にあたりて本郡の[illegible]治とす、赤間關を去る九里、山口を去る八里とす、八幡愚童訓云、化人[illegible]出現して、我[illegible]三百人あるなりと申、其人々を具して、征伐の御舟、何艘可造やらんと申、四十八艘と仰ければ、長門國舟木山に入て出材木、豐前國宇佐郡にて四十八日に四十八艘の御舟を作立、神功皇后の御舟は出來ぬ。○宗祇筑紫道記云、船木といふ所に昔都相國寺にして折々たのみ侍る人、此山里をしめて、吉祥院とて有、今宵夜のちぎり、万年の昔の[illegible]にも劣らず、さまぐの心ざし、せまき[illegible]には包みかたくなん、此船木といへるは、神功皇后御舟を作り給ひける所となん。○西遊雜記云、舟木の驛に石炭數多出つ、近鄉の百姓皆此石を焚木とす、馬一[illegible]價[illegible]七十錢位のものにて、至て便利の宜物なり、併し臭氣ははなはだしく、中以下の百姓ならでは焚木にはせぬといふ、相傳ふ此地に大樹數多ありしを、神功皇后三韓御征伐の時、軍船になし給ひしより、地名を船木と號す、其木の殘りしが化して石となりしとなり、解し難し。(天明年中)

(厚西)(麻)(郡)

厚狭郷(アツサ) 和名抄、厚狭郡厚狭郷。○今[illegible](今厚狭(コウサイ)村是なり、大字厚狭存す、舟木の西一里、其[illegible]流を厚狭川と云ふ、延喜式厚狭驛とある亦此也、今大字郡(コオリ)を厚狭驛とす、或は厩字に用あたれし

正徹[illegible]云、二年四月六日、長門國厚東、秋吉、岩永、伊佐、あつ、まへや、河越の麻、皆參先考御方に(今按河越は詳ならず)(了俊筑紫紀行云、あさの郡といふさとにつきぬ、むかし[illegible]かきに[illegible]を申ける、山寺はに寺の侍に、今夜はとゞまりたり、此寺の本尊は、信濃國善光寺の如來をたしかに移し奉りける由、

雨にきる我身の代にかへななんこゝもおるてふあさのさと人、

あけぬれど猶南風やまず、よもすがら浪うちまじりて降りあかしつるを、今朝は晴れば、昨日のここし山の緒ともに雪のふりかゝりて、里近きふもとの竹なとはのこりの紅葉ともの色こくて立まじりたり、まことにめづらかなり。○神祇志料云、郡村の[illegible]浦に[illegible]集寺あり、其近き所に宮[illegible]明神あり、文徳實錄、仁壽元年授位の[illegible]集神は是なるべし。

宗祇筑紫紀行、里をとへば、今宿とかいひて、左に塔婆のなかほみゆる寺有、打過入りて行ば、深山にいとゞ木深く鳥のねも絶たるあたりにて、舟にのれといふ者あり、あやし天の岩船にやと思ふに、此山の末の浦人、旅人を迎へて世の營みにすると、渡路の渡し守成べし。(按に、厚狭川の東岸に、今厚狭市あるは宗祇の今宿なり、了俊の郡といへしは西岸とす、宗祇は厚狭川より海に下り、舟にて埴生へ渡りしことし)

厚狭川(アサ) 美禰郡於福村玉が峠に發し、南流四郎原(シロガハラ)を經て、本郡に入り、厚西(コウサイ)村の南に於て海に入る、長九里、一名厚西川。

(万倉) 赤間石と稱する石材は、今專ら厚狭川附近及び万倉(マグラ)村に於て出し、馬關大坂等に送る、年々十餘万箇に下らず、此石は紫色又は紫青相交り、其帶青のものを金絲を呼び、稀に漫色に富む、又厚西村の大字鴨庄(カモノシヤウ)に石墨を產す即石炭に屬する生物にして、其上品は鉛筆とすへし、此產額に乏し。○文政六年、過山紀行云、[illegible]亭、々在厚狭市、[illegible]成業、天正中、豐太閤征九州、駐于此、文祿元年、征朝鮮、復想、主人七世[illegible]、[illegible]渡海、明及稱、亭掲十二景、一曰[illegible]河、北流入海、二曰[illegible]、[illegible]、三曰[illegible]、在亭傍、百濟国[illegible]太子琳聖、來踞此石、四曰[illegible]、長三十歩、自春至秋、方舟代之、備洪水也、五日[illegible]、六日寢太郎祠、古有一老叟、昔思深灌、日偃臥於草莽、人不知其意、以爲懶眠、呼稱寢太郎、後得其術、得良田[illegible]、遂祠之、七日火祭、烽燧之地、八

日松嶺、花山帝陵之處、有寺曰□□寺、亦是花山帝所創、十一曰円王山、在豐浦、十二曰千町原、即西行官道。

山野井（ヤマノヰ）

今山川村と併合せ、出合（デアヒ）と改む、厚西村の西に接する山村也。○地學雜志云、近時山野井に發見せる植物化石は、本邦にては頗る珍奇のものにて、加賀飛驒越前土佐阿波紀伊等に產する侏羅紀のものより稍古く、多分三疊紀の最上部レーチック層に屬するものならむといへり、岩層は遠く駿河甲斐相模地方に廣く發達する、所謂三坂系と其時代を同くするものならむと。

小幡鄉（ヲバタ）

和名抄、厚狹郡小幡鄉、訓乎波多。○今生田（イクタ）村などにや、厚狹の西にして、古の埴田（ハブタ）驛なり。

埴生（ハブ）

今津布田（ツブタ）と併せて、生田（イクタ）と改稱す、厚狹の西二里、海濱に居る、大内家壁書に「從山口行程、厚狹郡二日、但津布田埴田に至ては二日路半」と錄す、又延喜式に埴田驛二十匹とある驛は、埴の誤なることとしるし、或は羽生（ハブ）にも作る。

（津布田）（埴田）了俊道行振云、厚狹よりは山に分入て、海のへたに打出侍ぬ、こゝを羽ぶとかや申なり、南はうら浪たかく立て、雲ふかき縹渺に、山ちかくみえたり、豐前國なるべし、北のやまは松しげりて、其前に社あり、八幡とぞ申なる、御山の前に西東へつながれて、しほもかよひ侍りけり、橋わたして大なる鳥居立たり、松ばらむらだちたり。○宗祇筑紫道記云、はぶと云浦に至りぬ、島々（按に對岸の豐前の山を指す）多く連なりて、浪の上風靜なり、鷗もよびするほど、野僧の心ちす、求むまやにあらぬ雜事おろかならず、かくて瀨田し侍るに、沖中過る程に、滿干る玉とかやいへる二の島をみるにも、からくにの人さへ從がひけん、昔ありがたし、いとゞ祈念をこらし侍るに、既に着岸す。（羽生）

松屋鄉（マツヤ）

和名抄、厚狹郡松室鄉、訓萬都也。（松室は松屋の誤とす、今王喜（ワウキ）村に大字松屋あり、埴生の西一里、郡の西界にして、西は吉田川に至り、南は海濱なり。

正慶亂離志に、「正慶二年四月、官軍の蜂起を錄し、長門國厚東、秋吉、岩永、伊佐、あつ、まつや、河越、麻、皆発先帝御方」とあり、まつや即此地の鄉士とす。

良田鄉（ヨシダ）

和名抄、厚狹郡良田鄉、訓與之多。○今吉田（ヨシタ）村是なり、埴生松屋の北にして、美禰郡に堺す、西に多羅（タヲ）川（此に吉田川と云ふ）流れ、豐浦郡の豐東と地域相錯る。

（吉田）大内家壁書に「吉田郡、從山口行程日數二日路半」と載す、吉田郡は即此地にて、一時の權稱なるべし。

美禰郡

美禰郡（ミネ）

厚狹の北にして、其上流とす、東西北の三方は、山嶺を以て他州郡と相限る、面積凡二十六方里、人口三万八千、十三村に分ち、治所は大田に在り。

美禰は和名抄岑と註す、又大嶺村の存するを見れば、山岑の義に出つ、本州の最小郡なり。

長門道中　　生田　精

村家斷續路西東、牛犢牟々鳴晩風、萬頃蕎田花似雪、畦頭斜挿屋東紅。

作美鄉（サミ）

和名抄、美禰郡作美鄉。○今詳ならず、郡の東偏大田綾木の邊、通名を缺く、即此歟、舊名に佐美あれど、阿武郡とす。

大田（オホタ）

今大田村と云ふ、郡衙を置く、山口を去る四里、厚東川の上游に居る、東北長登（ナガノボリ）銅山を經て萩に通する山道あり。

或書云、大田村風土注進案に、日本書紀に「穴戸直踐立所献之水田、名大田、爲鎔」とある大田、この地なるべし、今も豐浦郡一宮より撰米を納めに來る、先づ本村を始めとするは、古昔神領たりし餘波なるべしと云へり、長門雜記には、大田と豐浦郡一宮の邊と曰へり。

（長登）慶應元年正月、奇兵隊の一党、所在に蜂起し、萩の當局者を目して、俗論事を誤る者と爲し、嘯集して大田に至る、俗論党之を長登邊に拒く、兵各數百、爭戰連日、俗論党敗れ、藩論變したりと。○長登は今大田村に屬し、磁鐵鑛を出す。

綾木（アヤギ）

今綾木村と云ふ、大田の南東なり、綾木川と云ふは赤村に發し南流す、末は厚狹郡に入りて、厚東川となる。○大内義隆記に曰く、大内殿は山口を出て、綾木と云ふ所にて、夫馱馬二疋奪ひ取り、岩永の郎心寺に着き、仙崎と云ふ船津よりぞ舟に乘らんとすれども果さず、深川へ赴かる。

繪堂（エダウ）

今赤（アカ）村と、併せ赤郷村と云ふ、大田の北にして、綾木川の源とす、大田より長登を踰え、繪堂に至る一里半、又秋吉（ヒヨシ）を踰へ阿武郡明木（アキラギ）村に至る三里。

（赤）（麻山）赤村に麻山（チノヤマ）あり、是は孝德紀「大化六年、穴戸國司草壁連醜經、獻白雉曰、國造首之同族贄、於麻山獲焉、改元白雉、仍禁放鷹於穴戸境、復穴戸年調役」とある麻山なりと。（八江名所圖會）

賀萬鄉（カマ）

和名抄、美禰郡賀萬鄉。○今共和（キヨウワ）村（舊名嘉万上鄉）別府村（舊名嘉万下鄉）秋吉村、岩永村等なるべし、大田の西に隣り、嘉万川の水域なり。

（嘉万）神祇志料云、壬生（ミブ）神、今嘉万下鄉の別田に在り、文德實錄「仁壽元年、長門國見隼、福賀、麻屋峰、壬生等四神

加從五位下」、

秋吉 大田の西一里半、桂木山の南麓とす、秋吉臺は一圓石灰岩より成り、大理石を伐出す。

地學雜誌云、石灰石の、石理の均一にして緻密なる、よく琢磨に堪ゆるものは、所在之を採掘して、文房の小具を製し、日用の什器を作ること多し、美禰國不祥郡赤投金生山、長門國美禰郡秋吉、常陸國多賀郡眞弓山近傍の如き、是等材料の産地として、最も有名なるものなり。

岩永 秋吉の南を岩永村とす、厚狭郡の吉部村と相隣る。○中國治亂記云、大内義隆、山口より岩永へ退き給、爰は岡部右衛門大夫高景が領地なりければ、隆景御供して思心寺と申寺にて、御湯ヅケを進め奉り、其小荷駄を岡部才覺して、明方に千戸崎へ落し奉る、實に天運盡果玉ひけるにや、一里程こぎ行て風急に起り、船も悉く本の汀へ吹戻しければ、是非に不叶、大寧寺へ御籠りとなる。

於福 (意福) 今於福村と云ふ、嘉万の西なる山村にして、厚狭川の水源とす、延喜式に意福驛馬三疋とあるは、山陰道の別路にして、此に當る。(三代實錄、貞觀十五年長門國意久神授位、意久も此にあらずや)

於福村の田圃は、金氣の患ありて、他村と特異の習あり、從來の慣習にては石灰を用れば、土地の金氣を防くと云へり、按にこの村の土壤、凡一貫目中一匁八分の銅を含めるものを最大量とす、今之に依りて、一反歩五寸の深さの耕地に含める銅の量は、七十五貫目なるを知る、故に此地の金氣は、全く銅の作用たるべし。(地學雜志)

美禰郷 (大嶺) 和名抄、美禰郡美禰郷。○今大嶺村、於福村是なり、延喜式に當國山陰の別道なる驛名を擧け、阿津、鹿野、意福と云ふ阿津は厚保なれば、鹿野は卽大嶺にあたる。

正學雜亂志に、大嶺地寶由利等、官軍に應して蜂起の事見ゆ、また同書に「三月廿九日、自長門早馬到來、石見國より吉見殿を大將にて、三千騎にて向間、大峰と云所に豐田厚東以下差遣向、廿九日に矢合、四月一日大峰にて合戰及度々」。

大嶺村の八幡山を、臼の峰とも云ふ、是は文德實錄、仁壽元年長門國臼峰神とある故號なるべし。(神祇志料) 大嶺村より伊佐、於福、嘉万の山谷に渉り、無烟炭を産す、其狀は多く頁岩中に層脈を挾み、石理は葡萄狀にして、片々相重り塊炭となるものなく、風化最も甚し。(地學雜志)

位佐郷 (伊佐) 和名抄、美禰郡位佐郷、訓井左。○今伊佐村是なり、大嶺の南東に接す、大田の西三里。

今伊佐村の杉森石打明神あり、是は三代實錄、貞觀十五年、長門國武曾石打神と云ふにあたる歟、(神祇志料) 又芳山春寺の鐘銘に長門國伊佐別府南原寺」と録す、卽此とす。

四郎原 今大嶺村の西分に屬すれど、伊佐と厚保の間にして、長府吉田、厚狭郡)より大田莊に通ずる路頭にあたり、一驛舍なり。

有方錄云、日蓮宿四郎原、有族亭主曰、古昔此處有豪族所謂長者名四郎、故以名焉、路經秋吉村、白石林立、形狀類石獸、或有騎者、與其中、地自莊然者、數十所、必犁種牛馬、其他則草野。

厚保 (厚) 四郎原の南にて、厚狭郡に堺す、今東厚保西厚保の二村に分ち、厚狭川の兩岸に居る、或は單に厚と云ふ、(正學雜亂志にあつとあり) 保は隣保の義にして、郷里の狹少なるものを保と名くる例多し、其古稱の遺れる也、大内家壁書に「從山口、美禰郡一日、但厚保一日路半」。

阿津 延喜式に見ゆ「阿津、鹿野云々、各三匹」と云ふは山陰道の別路とす、卽厚に同し、蓋山陽道の大路、宇賀(今小月清末の邊)より東北に走れる小路とす。

諸鋤郷 和名抄、美禰郡諸鋤郷、訓須々木。○高山寺本には諸鋤に作り、久之疑と注す、疑ふへし、又今其地を詳にせず、厚保などにあらずや。

豐浦郡

豐浦郷 州の西偏にして、面積凡四十五方里、人口十万、三十村(外に赤間關の一市、人口三万七千餘)海島若干あり。

豐浦は和名抄比與良と注す、豐は美稱にして、海浦より起れる名なるへし。仲哀帝西征、此津に行宮を起したまひ、後其形勢に因り、關塞驛舘等の設備ありて、海内無比の要衝とす。中世東南の郷里を豐東と云ひ、北西の郷里を豐西と云ひ、二郡に分つ、(東鑑、文治二年、豐西郡司且元、豐東記にも「長門國には郡東司秀平、郡西大夫良近」とありて、郡東郡西は豐東豐西と其義相同し、同書元寺文平前に、豐東郡司秀平と明記す) 寛文年中、豐東豐西を廢し、豐田郡をも綜併して、豐浦の舊名を復す。

(豐東郡) (豐西郡)

吉田川 (多罷川) 源を俵山(大津郡)に發し、南流西市(豐田)を過き、小月村の東に於て海へ入る、長凡十里厚狭郡吉田村をも經由するを以て、此名あり、一名多羅川と云ふ、西市より下流五里は舟楫を通す。

田部郷 和名抄、豐浦郡田部郷、訓多倍。○今豐東村岡枝村是なり、豐東村に大字田部あり、小月

と西市の間なる小盆にして、伊徳院川西方の山谷に發し、田部にて吉田川へ入る。

（岡枝）

下山

一名神上寺山、田部驛の北、近枝村の山續也、豐東郡の第一と稱し、山中に神佛を祠れり。○豐府志略云、神上寺山は豐東第一の高峰にして、府中を去ること六里、樹林蒼々たり、山上行程五十町、得佛上人の開山と云へり、上宮は秘所と稱し山頂に在り、中宮は山腹にして下宮は麓に在り、本地佛十一面大士、一說一條院の御宇にあたり、土佐伊豫兩國征伐の祈禱として、一万八千の神を此宮に勸請して、神上寺を置かれしと。

行程筆云、赤間關より五里を經て長門豐浦山神上寺に詣、當山は本朝に二なき行法あり、殊に普賢明王の咒を誦して、万代の寶祚を祈ず、道座の行事絶ゆることとなし、今に凡百六十餘年、片時も懈怠なく、六房にて晝夜二時つゝ勤、役行者開基、往古は三千六百房ありしとなん、傳教大師より以來台宗なり、山上は熊野權現なり、御坂五十町、山形森々として無双の靈場所なり、

つれ／＼とその曉を松の戸にとふや豐浦の山ほととぎす。　三千風

神上寺は、豐田下村の大字江良に屬す、西市の西にあたる。應永八年の冬大内弘茂（十九世）江良下山に戰死す西市の條を參看すべし、神上寺山、今專ら下山と呼ぶ。

（江良）

内日郷

和名抄、豐浦郡日内郷、訓宇都比（日内は内日の倒置のみ、今内日村及び豐東郷村是なり、田部の西なる山谷にして、伊徳院川の谷を占む（豐東郷村は久野[illegible]の三村を合せたる新村なり）内日の西に鬼ヶ城山あり、山脊吉見川村に跨る、標高六百餘米突。

小月

今小月村と云ふ、田部の南一里半、清末に接したる[illegible]なり、厚東郡大津の三郡の通路此に於て相會して、長府馬關に向ふ、吉田川の西岸にして、河口に近し。

清末

今清末村と云ふ、小月驛の南に連り、海に近し、毛利侯の子弟此に封せられ、一支家たりき。

清末藩一万石、初め承應二年、府中藩主毛利甲斐守秀元の二男、右京元知、清末の藩田一万石を分與せらる、元知子元武に傳へ、元武の子元平府中の宗を嗣ぎ、改名匡廣、清末の宗中絶す、享保十四年、匡廣の二男讃岐守政苗、又清末の家を再興し、以て明治の維新に至る。

宅賀

延喜式に見ゆる山陽道の大驛にして、埴生と臨門の間なれば、今の清末の邊なるべし。

（神田川）

神田郷

和名抄、豐浦郡神田郷、○今神田村（今小月村、清末村、豐東前村等なるべし、豐東前村に大字神田あり、又神田川と云ふ溪流あり、神田の名は、往時豐浦住吉の神戸などなれば歟。

了俊道行振云、うすは潟といふ干潟にうちいで侍き、浪はすこしやみて、又雪ふりきつゝ、ひがたの砂のいろも殊に見ゆ、[illegible]のうへに、鷗のたちありわたるも、をりから見所侍しほどに、

似ぬ色もとにぞありける鳥つ島うすはのかたに雪はふりつゝ、

讀みあきつゝ、ひがたは得なく潟るさじく侍さて、又山路になりて、小島さいふうらざまに出たり、澁濱をはるかに行過て、長門國府になりぬ、此にうずは小島さふるは、清末神田川の邊なるべけれど、今詳ならず）

（松小田）

四王寺山

今豐東前村、大字松小田に屬す、長府市街の北郊にして、一に四天王寺に作り、四天王寺[illegible]址とす、國分寺の古蹟も此に存す、

豐府志略云、東北山國分寺、府中の北井町、四天王寺山の[illegible]、松小田村にあり、東海に面へ、絶頂[illegible]、四邊の[illegible]色もよろし、[illegible]の[illegible]少からず、[illegible]如來の石佛あり、一本松とて安養寺山東北の麓にあり、國分尼寺[illegible]此にありし時は、[illegible]なりしとなり、四天王寺山は、二宮緣起に、異國降伏の爲に、四天を安置したる事見ゆ、今も嶺上に[illegible]門の石垣を存せり、尚井田村の東福寺[illegible]に詳なり

（四王寺址）

四王寺は、貞觀年中、伯耆出雲石見長門等の五國に其造立を命せられ、延喜式に困れば、長門出雲の二國には造立[illegible]しけれ、然れども出雲なるは[illegible]現をさへ失ひ、獨長門のみ古蹟を遺す。○三代實錄、貞觀九年五月、造八幅四天王像五鋪各一鋪、下伯耆出雲石見隱岐長門等國曰、[illegible]宜歸命尊像、[illegible]修法、[illegible]地之高[illegible]、瞰賊境之道場、[illegible]立仁祠、安[illegible]像、請國分寺僧[illegible]當像前、依最勝王經、四天王護國品、[illegible]咒、春秋二時、別一七日、清淨堅固、依法薰修、○延喜式云、凡長門國四王寺、修法料、稻四千七百束、以當國正稅充之。

一書云、四王司山城主厚東[illegible]河守武村は、貞和五年大内[illegible]弘に攻められ戰死す、四王司山城主厚東物部[illegible]武實の子なり、[illegible]三年、厚東武村の子武直、四王司山及び[illegible]を[illegible]ず、武直[illegible]す、一族[illegible]守武道は、長府土居山に安居し、大内と對峙したり、永和年中、武道大内の爲に逐はる、應安元年、武直兵を川棚に舉けしが、成らずして遂に戰死す、云々。○大内氏實錄云、正平十年、弘世長門の厚東氏を討つ、（厚東系圖）十三年、弘世長門守[illegible]に[illegible]し、六月に至り長府に入る、十四年十二月、厚東氏の居城四王寺を攻め之を拔き、厚東義及び富永[illegible]を[illegible]る、（長門國守護代記厚東系譜大内系圖等）貞治二年、弘世更に北朝に屬す、（太平記）三年、弘世九州の官軍、豐前に戰ひ利あらず、[illegible]を乞ひ、厚東氏の舊國を約し、以て軍を返す（太平記及[illegible]

朝通鑑名和氏紀事」又云、應永六年、大内義弘の東上する、弟弘茂をともない、弟盛見に留守を命ず、ついで堺より書をおくり、この地の勝敗に關係せずたゞ分國を持ち堅むべきを試む、既にして義弘戰歿し、弘茂將軍家に降參して防長二州を拜領す、(應永記)盛見亡兄の試を確守して弘茂と絶す、翌年七月、弘茂我を討伐すべき將軍家の命を承り下向するを以て、(古文書)其衆を豐後に避けてありけるが、六年十二月廿六日、長門府中に還り弘茂と四王寺山の毘沙門堂に戰ひ、大に弘茂の軍を敗る、(長門國守護代記)廿九日また下山(ゲザン)に戰ふて遂つ、弘茂戰歿す、盛見律成寺に居る。(同上、忌宮の西南字切通に舊址あり)

額部(ヌカベ・ガクム)郷

和名抄、豐浦郡額部郷、(訓奴加倍)(高山寺本には加久光と註し、字音のまゝに唱へしにや、蓋長府村及び豐東上村にあたり、神田郷の南とす。

續記「神護景雲元年、長門國豐浦團毅、外正七位上額田部廣守、獻錢百万、稻一万束、授外從五位上、任豐浦郡大領」と見ゆ、有勢豪族の此に住みて、國事にも任用せられしを知る、之より先き天平十三年の藤原廣嗣征伐の條にも「豐浦郡少領額田部廣麻呂、將精兵、先[illegible]渡河」と載す、額田部を約めて額部としぬかべ及びかくむの唱起るも、本來は氏號より出でし地名也。

長府(チヤウフ)

今長府村、古は府中(フチウ)とも曰へり、戸數一千五百、豐浦宮址ありて、又豐浦里と號す、東[illegible]して海濱に居り、西に山を負ふ、南に[illegible]山あり突出す、之を串崎(クシザキ)と云ふ、今豐浦郡役所此に在り、山口を去る十五里半、赤間關へ一里半。

府中(フチウ)城址

市街の南偏雄山(即串崎の霞山)に在り、新古の二區あり、其新は毛利甲州の館址、古は内藤家の舊址とす。○毛利甲州の祖秀元は、穗井田元清の子にして、輝元の養子たり、慶長庚子の亂に、輝元除封、長防二州を以て更に秀元に賜ふ、秀元入部の後、國を輝元の實子秀就に讓り、府中に退居す、仍て土田五万石を割き秀元に附與す、其後世其城主格に列し、明治維新に至る。

豐府志云、豐府の館は西北面し、東には船入の岸を限り、東南は雄山の麓に[illegible]堀をほる、西南は[illegible]に連る、其雄山の城址は、大内氏の時に、内藤代々守護代として此に居る、櫛崎城とも云ふ、八幡宮を鎭守とす、慶長中には猶城址を存し、毛利秀元も此に居城せられしが、細川氏より一國一城の制を布きたる後は、廢城となり、新館を構造す、城址は山上山下、今に石壘處々に殘り、東南に[illegible]崖あり、半[illegible]たる石[illegible]、[illegible]かにして、岸下の石[illegible]は白浪常に雪を捲き、南は赤間の津に望み、風帆舟楫の便多く、干滿二島の景色、長へに神代の[illegible]を表はす、八幡は[illegible]宮と云ひ、近世松崎八幡と呼ぶ。

大内氏實録云、内藤氏は藤原[illegible]を[illegible]と云ふ、[illegible]の孫[illegible]、内藤六と稱す、[illegible]に[illegible]る、(東鑑)[illegible]家六世の[illegible]、(系[illegible]世に作るいま古文書に從ふ)初名[illegible]盛光、のち[illegible]後と太郎と稱す、(系[illegible]古文書)一文和年中大内弘世と戰ふ、(古文書)其子[illegible]後守[illegible]入道[illegible]て大内氏に屬し、盛見の長門國守護代となる、これより世々長門國守護代となれり、(系[illegible]長門國守護代記)天文二十年の亂に、下野守興盛山口に在り、[illegible]を[illegible]けて[illegible]を守らしむ、廿三年卒す、其孫[illegible]を[illegible]く、弘治元年[illegible]と共に[illegible](カヤ)[illegible](即府中城)に據り[illegible]守を[illegible]る、克たず、四月三日遂に自死す、内藤隆春、初名[illegible]、興盛の第九子なり、天文年中、[illegible]尾張守杉七郎と同じく奉行三家老たり、十七年、同胞の姉毛利隆元に歸ぐ、これより隆春父興盛と同じく[illegible]信を毛利氏に盡くす、[illegible]の後隆春所領長門國厚東郡吉部の[illegible]に居り、敢て義長の爲に力を出さず、毛利氏の兵を擧るに及び、密に款を納る、已にして義長隆世敗死す、其歳十一月、大内家の殘黨、義隆の遺孤問田の龜鶴丸を奉し、兵を山口に擧く、隆春これを討ち、龜鶴を殺す、龜鶴は我か姉の出なり、十二月毛利氏より長門國守護代に補せられ、遂に其臣下に歸す。

(功山寺)　(長福寺址)

笑山寺は府中の西北にあり、元和中毛利秀元の創建にして、禪宗なり、舊名[illegible]寺と曰ふ。金山功山(コウサン)寺は笑山と相並ぶ、山門に對して海右第一[illegible]と云ひ、堂宇數多あり、西は一宮山に連る、舊名を谷(ヤツ)の長福(チヤウフク)寺と稱す、嘉曆二年の創建にして、府中の古刹也、臨濟禪家虚庵和尚の開基たり、慶長七年、毛利秀元改めて曹洞禪家に歸せしめ、秀元[illegible]後其法號を取り、功山寺と更稱すとぞ。一書に曰く、

長福寺は、大内家の時にあたりては、無双の大伽藍たり、大内氏滅亡の時、當寺は[illegible]場と爲り、一旦斷亡す、古書に因るに、大内義長毛利氏の軍に敵し難く、豐後へ走らんとて、赤間關まで馳付き、船に乘らんとするに方り、豐前の高橋長野の一黨心替して叛くときゝ、義長大に驚き、驟に馬を返して、豐浦の内藤隆春を頼み、長福寺へ入る、已に最期と覺悟して、威儀を繕ひ、讀誦を[illegible]す間に、藝州勢は山門へ押寄せければ、大内の殘れる郎等二三度馳出て防矢を射たれど、術つきて皆打死す、大將義長は寺の院主より筆紙を請ひ、

玉の緒よ[illegible]世經るとも[illegible]返せ猶おたまきにかけて見んかなと記し畢り、院主より十念を進められ、杉民部介[illegible]を[illegible]す、民部も其刀取直し自害に及ぶ、時に弘治二年四月四日なり、其以後長福寺も寺產を失ひ、堂宇[illegible]に及びたるを慶長十八年、毛利氏新に造營を加へ改宗せしむ。○又永祿十二年、大内四郎左衞門尉輝弘山口に亂入し、毛利氏に[illegible]せられ、輝弘佐波の茶臼山

[illegible]、[illegible]にて[illegible]東百五六百、之を長府へ送り、北の松原にかけ渡し、其所に埋めて豐後塚と云ふ、此[illegible]今[illegible]八幡宮の南方、[illegible]西なる[illegible]に[illegible]堤を築す、豐後[illegible]大友[illegible]にて、山口へ亂入したれは也。

豐浦宮址（トヨラ）

仲哀天皇の皇居なり、今の二宮八幡祠即是[illegible]と云ふ、仲[illegible]紀云、天皇[illegible]、[illegible]國、[illegible]浮[illegible]穴門、[illegible]、又云、[illegible]宮[illegible]穴門[illegible]、是謂穴門豐浦宮、又云、天皇幸筑紫橿日宮崩、皇后及大臣武内宿禰、[illegible]天皇之[illegible]、不[illegible]天下、[illegible]天皇之[illegible]、付武内宿禰、[illegible]穴門、[illegible]豐浦宮、[illegible]（原[illegible]）、此[illegible]之[illegible]利）○古事記云、帶中日子天皇、坐穴門之豐浦宮、及筑紫[illegible]、治天下也。（古事記傳云、豐浦宮の地は、[illegible]「[illegible]門豐浦[illegible]」[illegible]へり、[illegible]行抄には、長門の國府になりぬ、(中略) 神功皇后の御社は南に向たり、[illegible]にて侍るにかや」と云へり。○[illegible]一覽[illegible]云、豐浦宮址者、今長府二宮[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]寺之山也。[illegible]山[illegible]小[illegible]、[illegible]に在り、[illegible]、[illegible]なるにや、[illegible]、東方[illegible]、[illegible]上[illegible]、[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]、大[illegible]なる[illegible]、[illegible]、仲哀天皇[illegible]山門の[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]と云ふ、又武内宿禰の舊址なりとて、寺の門より南なる山上に、方[illegible]にて、[illegible]に[illegible]行あり。○大八洲遊覽雜志云、豐浦宮は道行指にいへるが如し、その神功皇后の御社は、今の[illegible]、[illegible]宮[illegible]、長門[illegible]代記に[illegible]、仲哀天皇二年[illegible]立之、[illegible]仲哀九年、神功皇后攝政六十九年、[illegible]天皇四十一年、三韓攻、仁[illegible]天王元年[illegible]難波[illegible]」と見ゆ、長門國一宮大宮司次第記も同じ、抑この豐浦宮は仲哀天皇の皇居にて、神功皇后[illegible]天皇は[illegible]宮にて天下は治めたまはぬを、しかいへるはいぶかしきことなり、おもふに[illegible]天皇の御代までは、父皇の皇居なれは宮室をそのまゝ建ておかれたるか、仁[illegible]天皇の御代に至り、この宮室をこぼちて、難波に移し建られたるにか傳へけるなるべし、さて源平[illegible]記に「長門國に[illegible]着にける、當國は國府には三の御所あり、濱御所、黒戸御所、上箭御所と云ふ、三河守は、此御所御所を見むとて、此宿は[illegible]に[illegible]へたり」と見けるは、この皇居址なるべし、この三の御所を、長門國志にさまざまに考へいへるが、其中に濱御所今の二宮の[illegible]地なるべし、道行布理に、此御社は穴門[illegible]の大内の[illegible]にも侍るにかや」とあり、又[illegible]て、古へ此[illegible]社の東坂まで海にて、人家なかりしと云へり、されは道行布里に「長門國府になりぬ、北濱とて東南に向ひて家居あり、此里一村[illegible]て神功皇后の御[illegible]の前に出たり」と云へり、此北濱と云ふ(今の[illegible]内と云ふ地なるべし) 地より、二宮までの間に人[illegible]なかりしと見ゆ、まして其頃より前つ代[illegible]なるべし、今二宮東坂下の町を中濱と云ふも、古へ濱なりし[illegible]なるへし、されは[illegible]濱に在し[illegible]なれば、濱[illegible]御所とは[illegible]南しけるならん、上箭御所今二宮の西南一町に[illegible]と云ふ地あり、[illegible]に在しなら[illegible]、豐浦[illegible]に「[illegible]は、古へ御所山[illegible]寺(東[illegible]とも云ふ)の[illegible]也、[illegible]以來[illegible]なし」とあり、今按ふに[illegible]皇居の[illegible]地なる故、字して御所と云へりしが、[illegible]を[illegible]時山號を御所山を名づけしものなるへし、上箭御所と云ふ名[illegible]を考ふるに、上は字の知[illegible]箭は借字にて、[illegible]の義、上[illegible]御所の意なるへし、(上は字讀を[illegible]へ[illegible]紀に[illegible]) 此[illegible]御所の地よりは高く上りたる地なれば、上[illegible]御所と云ふなるべし、黒戸御所今國府の南に黒門(上訓下音)と云地あり、此地ならむ[illegible]、又云[illegible]、今長府[illegible]字[illegible]町の[illegible]寺の後山の北[illegible]に在り、[illegible]ならず、[illegible]に[illegible]の[illegible]と云ふ[illegible]、また南の[illegible]に武内宿禰[illegible]と云ふ[illegible]、綸旨あり、左の如し、(常樂寺は、明治二年日頼寺を改號したる也、日頼とは毛利元[illegible]の法號也)

長門國府[illegible]樂寺、[illegible]仲哀天皇[illegible]日子[illegible]之上者、[illegible]御[illegible]所、可[illegible]由、[illegible]御氣色所候也、仍執達如件

　曆應二年三月五日　　　按察使次[illegible]

　　常[illegible]寺長老

了俊紀行に、忌宮の丑寅の方の山の尾を、ミカリヤマと云ふとあり、ミカリ山、[illegible](古[illegible]本に、[illegible]を[illegible]ミカリと訓む)の[illegible]なり、[illegible]寺は[illegible]山に當るや否や、尚[illegible]るべし。

忌宮神社（イムミヤ）（イミノミヤ）（二宮八幡社）

今二宮八幡（ニノミヤハチマン）[illegible]是なりと云ふ、[illegible]式に[illegible]せる官社にして、豐浦皇居址も此に外ならず、[illegible]紀[illegible]云、[illegible]宮、今[illegible]宮神社、在長府、所[illegible]座、仲哀天皇、神功皇后、應神天皇也、仲[illegible]在宮巽方小山。○豐府志云、府中二宮は仲哀天皇の創建にして、當時行宮の地なり、三代實錄、貞觀十五年授位[illegible]宮[illegible]に事見ゆ、當國は山田[illegible]吉[illegible]神を一宮となせは、之に對して[illegible]宮を二宮とす、然れとも古より[illegible]武[illegible]崇たゝならず、近世に及びては、國君より寛文十一年社宇を改造せしめる、每年七月[illegible]（スホタ）と[illegible]ふる[illegible]あり、士民夕[illegible]して[illegible]をたて火を[illegible]、[illegible]踊躍するを古來其法ありて、はなはだ[illegible]の祭事なり、一說に是は[illegible]人の[illegible]入にあたり、之を[illegible]の首[illegible]を[illegible]前に[illegible]ふる[illegible]なりとかや、この社に、建武四年十一月十五日、[illegible]大[illegible]、[illegible]の[illegible]を

欵せる悵紙ありて、和歌に

　此御代は西の海より治りて四方には荒き波風もなし、

是其小序に因れば、前年西國下向の時神功皇后の社壇に祈り、其驗ありて四海靜謐しけるを報謝したる詠草なり、其他直義直冬高經の獻詠もあれど、年月各異なり、大將軍社と云ふもの、二宮の後に在り、祭神不詳。

按に忌宮は古事記同志比宮の段に「天皇既崩訖、爾驚懼而坐殯宮（モガリノミヤ）」とあるにあたり、大嘗の事ありけるよりの名稱、然れども殯宮をば後の世まで永く奉祀したる古俗を聞かず、神功紀に香椎の齋宮に事見え、皇后の齋戒して神祇を祈請したまへる所とす、忌宮齋宮同一なれば、齋飲の事によりて此名あるに非ず。又按に、香椎と豐浦の二宮蹟の、後世まで晦隱せず、他の歷代の皇居に比べ奉りて著しく異なるは、仲哀靈神の際の大變故と、神功皇后の大事實とが、永く世の耳目を聳動したりければ也・其祭る所の主神に至りて、此忌宮も香椎宮も共に神功皇后と云ひ、或は仲哀天皇と云ひ、舊說すでに分明を缺く、蓋皇后の諸神祇を齋ひ奉りし遺蹟耳、其皇后を祭ると云ひ天皇を祭ると云ふは、八幡大神の世に祭らるゝ時代以後の說にあらずや（延喜年中、攝津住吉大社解狀には豐浦抄任吉忌宮一前とありて、住吉大神の別宮とす、其說信に近し）

了俊道行振云、長門國府になりぬ、北濱とて東南に向て家居あり、此里一むらすぎて、神功皇后宮御社の前に出たり、御やしろは南に向たり、うれより山のうしとらに出たる尾上をば、御かり山といふなり、このはまのわたにすさきの樣に出たる山侍き、くしさきといひて、若宮のたゝせたまひたる所なり、其東の海の中に、十餘町ばかりへだてゝ、島二つむかへり、古の滿珠干珠なるべし、今はおいつへいつとかや申めり、此らを壇のうらといふ事は、皇后のひとの國うちたまひし御時、祈のために壇をたてさせ給ひたりけるより、かく名付けるとかや申なり、其時の壇の石にて侍るとて、御社の前のみちの邊にしめ引まはしたる石あり、此御社はあなと豐浦の都のおほ內の跡にて侍るとかや、此時御船つくらせ給ける木とて、ふな木の松などいふも侍るなるべし、長門國あなと豐浦の舊都に御社たゝせ給たり、これなん神功皇后と申、御神は昔西のえびすのために、忝なき御ちかひ侍るを、あふぎ奉るに付ても、つくし路や松浦におもむき侍るべき、いくさの舟の追風待わび侍るほどに、古の御船出の四十八艘の事をなずらへて、三四の和歌を奉るなるべし。

串崎（クシ）（櫛崎）

又櫛（クシ）崎に作る、（奇靈（クシヒ）の義なるべし）長府の東南なる礒崎にして、下之關海峽の東口北角にあたる、崎東二十町許ノ海中に滿珠（マンジュ）、干珠（カンジュ）の二岩嶼あり、崎北の海岸は、低濕に洲濱を生するもの數海里に渉る。

梅松論、建武三年五月、尊氏上洛の條に曰く「廿三日戊剋に雨またゝる西風少し吹、將軍御悅有て仰られけるは、此風は天のあたふる物か、はや纜をとくべしと有りければ、御座船串崎の船頭、千葉大隅守が舟をはじめ船頭、大友少貳長門周防ノ舟々船頭、拾四人御前に列して各申けるは、此風は吹風なれ共、月の出汐に吹替てむかふべきか、出されて若海中にて難義あるべきかと有、長門椿浦の船頭は之に同せず云々。

海東諸國記云、正滿、戊子年來朝、書稱長門州[illegible]代官宮內少輔源正滿、以宗貞國接待。（宮內家は二宮の神主なるべし）○宗祇方角抄云、豐浦は府中なり、皇居の社壇は南向なり、東南に遠干潟有、奥津平津とて、二ツ島有、干滿の二珠を納めらるゝとなり、みちひのしまと申なり、沖なるか滿珠（マンジュ）なり、奥津（オイツ）なり、汀ちかきか干珠（カンジュ）なり、平津（ヘイツ）なり・按に仲哀紀に「皇后、泊豐浦津、得如意珠於海中」と見ゆ、二宮もと此如意珠は、潮涸瓊と潮滿瓊の變化にて、後之を豐浦島に納めたまふと說く、釋紀彥火々出見尊の瓊を解し「神功皇后、征伐三韓之時新羅海潮滿御宮庭、若令持此瓊渡御哉、元暦之比、宇佐宮濫行之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在當宮之由注進之」と曰ふ、蓋滿瓊干瓊は其物貝介の寶なれど、比喩して之を言へば、潮汐の進退を知るの力無、今の語に海權を得ると云ふは、猶滿干の珠を得ると云ふごとし、豐浦の人神功皇后の威德を憶ひ、其事を傳へて、珠名を以て岩嶼に名つく、亦所以あり、（瓊浦を參考）北史に「倭國有如意寶珠、其色青、大如雞卵、夜則有光、云魚眼睛也」と云ふは如意の名の出典なるべし。

（滿珠島）（干珠島）

國府址（コフ）（總社）

長府の西北、總社（ソウジャ）町の邊とす、和名抄「長門國府、在豐浦郡、行程上二十一日下十一日、」延喜式「長門中遠國、管五郡、海路二十三日」○豐府志云、總社宮は修[illegible]寺の東一町餘にあり、此邊國廳政所の跡にて、總社も此に存する也、今に總社町と號す、又守宮司と唱ふる社あり、是は二宮神社の祭事を司る廳にやあらん、又總社町に壇上（ダンノウヘ）と云ふ地あり、一石峙立す、是は神功皇后忌宮に天神地祇を祭りたまへる庭の古跡を、中世より壇の上とは唱ふるならむ。（今按、壇の說は了俊紀行にもあれど疑ふへし、豐浦軍團などの將校の居りし遺蹟にや）

　白浪のたちなからたに長門なる豐浦の里のとよられよかし、（後拾遺）

盛衰記云、長門は新中納言の國、目代は紀民部大輔光季なりけり、當國の檜物船とて、まさの木積たる船百三十餘艘點定して奉る、平家是に乘移て四國の地へ著給。長門本云、長門は知盛知行なりければ、彼國の目代橘民部大夫通資、平家小舟に乘給たりと聞、安藝周防長門の檜物船三十六艘奉る。○梅松論云、將軍は建武三年四月三日、太宰府を立て御進發ありし程に、太宰少貳并九國の

從博多の津より纜を解て、兩將は長門の府中にしばらく御逗留にて、當所より其出舟有、御船の事は、元暦のむかし九郎大夫判官義經、壇の浦の戰に乘たりし、當國串崎の船十二艘の船頭の子孫の舟なり、義經平家追討の後此船においては日本國中の津泊において、公役あるべからずと自筆の御下文を、今に是を帶す、今度此船を以御座船に定られけるは、大嘉例に相叶へり、是は長門守護厚東申沙汰する所也。

(鑄錢司址)

修禪寺（スゼンジ）

又周善寺に作る、功山寺の北隣なり、今臨濟宗にて、普門院と云で、文保元年、長仕上人草創、天正十七年、毛利秀元再興さる。按に此地に主船司（スセンシ）にて、長門鑄錢司の遺蹟の鋼錢學を掌りし官の居りしにあらずや、筑前怡土郡に周船寺と云ふ村名ありて、卽太宰府の主船司の遺蹟なり。再考、主船司にあらずして鑄錢司（スゼンジ）、長門周防に錢を鑄たることは、周防に鑄錢司址の條に載せ、長門より周防に移したる者なり、拾芥抄に「弘仁九年三月、改長門國、爲鑄錢司」とあれば、國司兼帶の事を云へるにて、之より先き天平二年長門鑄錢の事、聖武紀に見ゆ、弘仁の比まで此に鑄錢を爲さしめられし也、按實錄に長府の某官地中より、和同開珎の錢范を發見すと云ふ。元就記云、永祿五年、毛利元就いつもの評義衆を召寄仰られけるは、備中は例數、備前美作はなき候、上方は先大形に候、豐前筑前兩國へ矢入すへき事如何とありて打立給ふ、元就本陣長門の國赤間が關のこなた、周善寺（スゼン）に陣を居給ふ、一門其他諸大名各勢手を以て押渡り、豐前の國門司の要害を乘取る、夫より全國神田の松山へ押寄御勝利。

國分寺（コクブ）

長府の西北に在り、延喜式「當國々分寺一万束、文殊會料一千束」を錄す、今存する所は僧寺にして、尼寺は四王寺山の麓に廢址を遺し、安養寺山と云ふ。(再考、此寺、近年地を轉ずと)

豐府志云、國分寺は境地後世稍狹少し、一町餘、大門は南方に殘り、堂社なんど古風に見え、樓殿損し柱蟲食み危し、寺中は竹林に圍まれ、半頽なれば風景わろし、此寺は西大寺眞言宗に附せられし十九箇寺の其一にて、今に奈良西大寺に屬せり。金堂は藥師十二神將を安置し、講堂に觀音、東金堂に釋迦、西金堂に彌陀、北圓堂に彌勒なり、寶塔二基、一字は五智如來伽藍神を納れ、一字は佛舍利を納む、小堂に愛染明王を祭る、二王門には力士を置き、其他像寶多し、金堂の前に大石あり往古の堂塔の礎にて、徑三尺許、今に二三のこる。

覺苑寺（カクオンジ）

は長府の西北、巡禮嶽の下に在り、元祿十一年、府中侯毛利綱元創始、舊熱木（オアツモ）村の元享山利益寺の觀音像を移置し、大殿には本敎母の長明寺釋迦如來を移されたり。(豐府志)

雙珠開昔闕目、闕在長府城南、　星巖

關干詰首面陸峨、巷南潮漲夜轉多、島背忍開雲且月、一雙珠影落滄波、(土人傳云、神后征三韓凱旋至此、投干滿二珠於海中、後化爲島、今闕前所時立者、卽此)

(山田)

住吉荒御魂神社（スミヨシアラミタマ）

今長府の西、豐東上（トヨヒガシカミ）村の大字楠乃（クスノ）に在り、一宮と稱し、國幣中社なり、古史に穴門山田邑（ヤマダ）と云ふは此とす、延喜式に豐浦郡住吉坐荒御魂神社三座、並名神大と注す。日本書紀、仲哀天皇八年九月、有神託皇后、而誨曰、有寶國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣、明年二月天皇崩、皇后患其不從神教、而早崩、訪齋宮於小山田邑、三月皇后入齋宮請曰、先日教天皇者誰神也、願欲知其名、逮于七日七夜、而對曰、於日向國橘小門之水底、所居而水葉稚之出居神、名表筒男中筒男底筒男神也、九月集船舶、練兵甲、卜吉日、而臨發、神有誨曰、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船、卽得神教而拜禮之、因以依網吾彦男垂見爲祭神主、冬十月、新羅王自服、□□降於王船之前、□□□□、其後□□、不□□□、皇后從新羅還之、十二月生譽田天皇於筑紫、於是從軍神表筒男中筒男底筒男三神、誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立爲祭荒魂之神主、仍祠立於穴門山田邑

(楠乃)

豐府志云、一宮住吉神社は、府中の西二十八町、楠乃（クスノ）にあり、石段をのぼること五丈、樓門あり、此館は國土より寄進したるものとぞ、老楠天にそびえ、亦多し、花時遊觀の興をなす、神主の神は、三代實錄貞觀元年授位の事見ゆ、歷代崇敬の名神にて、神功皇后の征韓の時、勝利を得させるは此神の靈によることなりければ、最尊き大社也、昔は毎年十二月の晦日の夜、この一宮に於て、和布刈りとて神秘の神事ありしと云ふ、晦日の夜半過に神人豐前國速夜止毛と、長州赤間關との間なる瀨の如く漲る潮の間に分ち入り、速夜止毛よりも神官人出向ふ、此時潮左右へ分れ退く、兩方の神人達に海底に至り、互の明松の光も見え聲も聞ゆるとゝもに、稚海藻を刈取り、元日の御膳に供ふとなり、今猶行はる、所の祭は濱宮の祭と同月同日にて、六月十五日式三番の能樂行はる、神領三百石、毛利氏より寄行はる。

南山巡狩錄云、正平十二年七月十三日、長門國一宮方大内弘世、當國一宮に祈願し、凶徒を退治せば、宮殿を造營し、臨時の祭禮を爲すべき由、願文を奉りたりける。

(井田)

小野（オノ）

今豐東上村に屬す、一宮の北一里、此村の舊家に「小野野孫四郎資綱申、豐西郡上津小野村内井田事云々、建武三年十二月厚東左衞門尉」とある古簡を藏すと、長門風土記（風土記注進案とも名づく）に見ゆ。（小野に接して大字井田（イタ）あり、來福寺は功山寺の功德の中興せる者、四王寺毘沙門堂の別當職を此寺にて預れり。）

秋根（アキネ）

大八洲學會雜志云、住吉大宮司山田氏の舊宅に古天

御影命の前、速都鳥命の子を穴門直践立とし、秋根村の若宮は此践立を祭ると曰へり、住吉神社は延喜式三座とあれど、今は西第一殿を荒魂三前、これを住吉大明神と云ひ、西第二殿譽田天皇にて、これも荒魂と云ひ、中第三殿高良玉垂命にて、これを御母と云ひ、東第四殿息長足姫尊にて、これを妹母(イモ)宮と云ひ、東第五殿建御名方命にて、これを武香殿と云ふ、この住吉大神、荒魂、御母、妹母宮、武香殿の號、いつ頃より起れることかしらねど、大永六年、享祿三年の齋[illegible]御神[illegible]送文に見えて、今に連綿せり、宗祇の筑紫紀行に、當社御神は西第一住吉明神、次八幡大菩薩、高良明神、神功皇后、諏訪明神以上五社なりと見ゆ、今川貞世の道行振には、此國の一宮住吉明神に奉る歌四首、御社の數に擬へて詠めるなりと見ゆ。

栗原(クリハラ)郷

和名抄、豐浦郡栗原郷、訓久利八良。○今詳ならず、赤間に及び其北なる[illegible]下村などにあらずや、爾部生倉二郷の南に位置し、[illegible]門[illegible]在り。

下之關(シモノセキ)海峽

又馬關(バカン)海峽と云ひ、瀬戸内海の西門にして、古人の穴門と命名したる所なり、今[illegible]詩傳ありて、之を掲守す。

(馬關海峽)

送[illegible]次公　[illegible]

錦帆西[illegible]、赤馬[illegible]高大海流、[illegible]秋不[illegible]、
[illegible]頭東[illegible]、

送首藤子高　服　南郭

海門中斷九州間、淡色秋開赤馬關、[illegible]、
長風[illegible]君還、

地志提要云、下關海峽、本郡前田村壇浦と、豐前企救郡門司村の間を通ずる瀬戸と云、是を東口となす、幅[illegible]五町十四間、西南に引島あり、其南[illegible]子(ダシマチ)と、豐前企救郡大里村の間を大瀬戸と云、是を西口となす、[illegible]凡十町、東口より此に至る長貮里、又[illegible]赤間[illegible]時町の間を小瀬戸と云、距離凡五十間大[illegible]を通せず。

水路志云、下之關海峽は内海の西門にして、長約七海里、[illegible]を極む、其可航水道の部分は、闊さ一[illegible]乃至七鏈、東西兩口共に[illegible]あり、而して東口は串埼と部埼との間にして、其闊二海里に[illegible]も、諸[illegible]あるが爲に水路は狹窄にして、中心を早鞆瀬戸と云ふ(別[illegible])又[illegible]西口には[illegible]其附近險岩おほし。

小瀬戸(コセト) とは、[illegible]北方[illegible]の間を、[illegible]する所の瀬戸にして、西端において、闊[illegible]にして、水深[illegible]以上を有すれども、下之關[illegible]北側に[illegible]

大瀬戸(オホセト) とは、[illegible]南方陸岸を[illegible]するをいふ、[illegible]是なり、[illegible]の[illegible]あり

(穴戸)古事記傳云、穴戸(アナド)は長門國と豐前國との間の海門にて、かく穴戸として名に負たる故は、源貞世(今川了俊)の道行ぶりに[illegible]九日、[illegible]赤間[illegible]に着ぬ、[illegible]の[illegible]を傳へて、はやともの浦に行程に、向ひの山は豐前國門司の關の上の峯なりけり、海の面は八町とかや云めり、潮の滿干のほどは、宇治のはや瀬よりもなほ落激りためり、さて[illegible]穴戸[illegible]申侍るとは、今の赤間[illegible]門司[illegible]の間は、山[illegible]一つなる其中に、[illegible]海[illegible]の[illegible]穴のやうにて侍るに、其岸の東西に人家しげかりけり、穴戸とは叔云なりけり、其を皇后の軍の御船通り難かりしかば、[illegible]よそにて後[illegible]に、此穴戸の山引[illegible]て、今のはやともの渡りになりぬ、此山さながら西の海中によりて、[illegible]なれり」と云ふ、此穴戸の[illegible]、[illegible]人の古く語り傳へたるを聞て記せるなるべし、但し「人家しげり穴戸とは[illegible]云なり」とは、戸を[illegible]戸の意と思ひ誤れるひがこと也、穴の如くなる海戸と云意なるものをや、又云、此國[illegible]紀に皆穴門とあり、長門とは何れの御代に改められしにか詳ならず、かの穴戸の間長き故に、名(ツケ)られしなるべし。

今按に穴戸穴門は其名[illegible]海門(ウナド)の義にあらず、穴海てふ[illegible]あるにあらずや、是れは文字の如く洞穴の形したる門戸の心にて、其アナドをナガトとも呼ぶは、洞穴の穴を古言ナとも云へば也、本居氏の説精からずとおもはる。又昔は赤間と門司の間に[illegible]状の山あり、其下を潮汐通へりと云ふは、穴門と云ふ文字の上に想ひ合せたる臆説にて、(古代[illegible]にもせよ)信用すべからず、又穴門と云ふ稱名は此のみにあらず、筑前の那珂郡にも、備後の安那郡にも此名はありけり、(伊勢の安濃津を、穴津と云ふも、同意とす)然れども[illegible]状の山のあるにあらで、[illegible]江[illegible]あるに因るのみ。

大八[illegible]志云、近世内山真[illegible]か「上代には長門と豐前とつづきたる岩山にて、其下に洞ありて東西に通り潮の通へる道ありて、[illegible]往來でつらん、[illegible]穴戸とは云ふなるべし、[illegible]紀に[illegible]とあるもここなり」云々の[illegible]、[illegible]よりてよれる説なるべきを、今川氏[illegible]の大名にて[illegible]にあらず、殊にただ里人の云ふを[illegible]に記されたるなるべし、されば、其是非辨ずるに足らず、本居氏はさばかりの[illegible]なるに、[illegible]が説をたのみて、長門と豐前と續きたる岩山などいはれたるは、いかに心得て[illegible]られたるに[illegible]あらん、しかも[illegible]と長門との間[illegible]たる地ならんには、[illegible]代に[illegible]伊[illegible]の[illegible]と筑紫とを別にうみなされ[illegible]はずなるべし[illegible]、東海道よりこの長門の西北海道まで[illegible]の間[illegible]事にて、[illegible]に「自京長門[illegible]行程、一千九百七十四里」とある[illegible]あはせて五千五百六十一里の[illegible]を指せる[illegible]なり、されば[illegible]きたりといふ説はまことに甚しき[illegible]言にて、神代より

長門と豐前との隔れたる門戸なることは云はんも更なり、たゞ長門の穴門の如く[illegible]ありしに、此門をば云へるのみ也、[illegible]門なとゝのこと[illegible]せざるもあやまれり。

（壇浦）（關浦）（火山）

壇浦（ダンノウラ）

下之關海峽東口の北岸を云ふ、大略早鞆瀬戸の東北、滿珠島に至る海岸の總名なり、近世は殊に前田[illegible]山麓附近を[illegible]、十ケ壇浦の名は不詳、[illegible]市中にも、壇之上と云ふ名あり、又[illegible]ぞ、了[illegible]行に長府の濱を壇浦と云ふは、神功皇后此濱に壇をたて御[illegible]ありしを載くも信じ難し、當國[illegible]にて、古[illegible]此地に在りて、其濱を[illegible]と云へるにや、王[illegible]に[illegible]浦に作る、又此海岸の上に火山（ヒノヤマ）と云ふあり、古への烽火の[illegible]を傳ふ、豐浦[illegible]の事、[illegible]に[illegible]、○[illegible]に、此浦をた、壇と云ふ

　　　著長門壇、[illegible]　　　　　　　　　　　　　　宥　　蓮禪

漁[illegible]村[illegible]然、[illegible]中有[illegible]詩[illegible]、[illegible]日引[illegible]布、（[illegible]之中、有一小[illegible]、以[illegible]布[illegible]、[illegible]朝日[illegible]、[illegible]自比[illegible]）[illegible]（[illegible]有一[illegible]、當州[illegible]二宮、[illegible]中[illegible]、[illegible]使、[illegible]）夜[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]、一[illegible]地、[illegible]邊[illegible]年、（[illegible]）

　　　[illegible]長門壇、[illegible]、[illegible]六[illegible]、　宥　　蓮禪

[illegible]、[illegible]、[illegible]日[illegible]秋[illegible]、山[illegible]、[illegible]中[illegible]三[illegible]、八[illegible]西方[illegible]一[illegible]、[illegible]南、[illegible]向[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]方[illegible]小[illegible]、非[illegible]地形[illegible]、土宜[illegible]内[illegible]民[illegible]。

[illegible]云、火山の[illegible]は昔壇浦と云ふ名計にて、民家とてもなかりしに、近世[illegible]元公の時、赤間關[illegible]寺町の漁家を此所に移さる、年月經るに從ひ、今は漁人繁榮して、家々の[illegible]乏しからず、子孫安全の漁村となる、

（島津奧）（浦田）

赤間關市の東端にて、阿彌陀寺は、赤間關の阿彌陀寺町の入口、西の方崖岸の上にあり、古よりの靈場なり、此浦は西國第一の海門なる故、晝と云ども往來の旅船此の灘[illegible]を考へざれば、或は灘上にて破損する事少からず、夜は殊更に多し、此燈を目星にて海路の難をのかるとぞ。

按に、東鑑「壽永四年三月、延尉[illegible]攻平氏、到周防國、三浦介義澄[illegible]寸當國大島津、廿二日、義澄[illegible]壇浦奧津邊、去平家陣三十餘町也、于時平家聞之、掉[illegible]出彥島、過赤間關、在田浦」と、この奧津（オイツ）は即串崎の滿珠島の別名にて、當時壇浦と云ふは長府より早鞆までを總べしを知る、又田浦（タノウラ）とあるは即壇浦にあたる歟、又對岸豐前の東にも田野浦ありて、壇浦と相對向す、附考ふべし。同書又云、廿四日、於赤間關壇浦海上、源平相逢、各隔三町、漕向舟船、平家五百餘艘、分三手、以山峨兵藤次秀遠、并松浦黨、[illegible]挑戰于源氏之將帥、及午剋平氏終敗傾。

長門本平家物語云、源氏は三月十八日、長門國於伊津へい津に陣を取れば、平家は門司の關壇浦ひく島にこそ陣をとれ、壇浦ひく島加何あるべからん[illegible]なし、源平兩陣中間纔に三十餘町なり、四方浦々より兵等を云數知らず兵船共漕來り、源氏の勢は重なれば平家の勢は落ちぞ行く、されども平家の方にも、跡目に附て來集る兵船五百餘艘なり、源氏の船は三千餘艘ぞありける、（中略）平家は松浦黨の船百餘艘、山鹿が一艘三百餘艘、平家一門の舟百餘艘なり、四國九州の兵をば、後陣の武者に漕給けるに、四國の者共源氏と一になりて、平家を中に取籠て、散々に射、又源氏は唐船をぞ心にくさにせめずらんさて、唐船にはけしかる者共を武者に作りて乘集て、兵船には究竟の兵を乘せて、源氏唐船に乘移らば、兵船にて押巻て、討んと支度しけるに、阿波の成良返忠してければ、源氏唐船に目をもかけず、[illegible]船に押寄て、大手に[illegible]ければ、船を直すに及ばず、源氏平家の[illegible]に[illegible]、[illegible]に戰ふ。

又云、二位殿は是を聞召、八葉に成せ給ふ御身を抱き奉り、我身に二所[illegible]附奉り、寶劍を腰にさし、神璽を脇に挾て出給ければ、帝是は何くへぞと仰ありければ、[illegible]淨土へぞ、我君

「今ぞ知る御裳濯川の御ながれ波の下にも都ありとは」とて、海底に沈給ふ。

東鑑又云、三月廿四日、及午剋、平氏終敗傾、二位尼[illegible]持寶劍、按察局奉抱先帝、春秋八歲、共以沒海底、建禮門院入水御之處、以熊手奉取之、按察局同存命、但先帝終不令浮御、若宮（原注云今上兄）者御存命、又云、四月十一日、西海飛脚申、平氏[illegible]之由、延尉進一卷記、是去月廿四日、於長門國赤間關[illegible]海上、浮八百四十餘艘兵船、平氏又漕向五百餘艘、合戰、午剋[illegible]敗北、先帝令沒海底御、○玉海云、四月四日、追討大將軍[illegible]經、去夜進飛脚、相副一札申云、去月廿四日午剋、於長門國團[illegible]合戰、（原注云於海上合戰）云伐取者云生取者、不知其數、但[illegible]主御事不分明云々。○百練抄云、七月廿日、奉幣七社使發遣、[illegible]御事也、被遣勅使於長門國、[illegible]崇也、神祇大副卜部兼[illegible]、大藏少輔安部季[illegible]爲使、[illegible]安藝守佐伯景弘、去頃下向、是[illegible]合戰之時、在彼國、存寶劍沈沒之所。

　　　壇浦懷古　　　　　　　柴　栗山

黑[illegible]牛丹木乾、六[illegible]西幸海漫々、[illegible]滿地當時恨、獨有[illegible]曲裡彈、

　　　壇浦懷古　　　　　　　安積　艮齋

黑風吹海浪拍天、往事悠々[illegible]、萬騎東來[illegible]、六龍西幸御[illegible]、[illegible]中月、[illegible]上[illegible]、千古[illegible]山[illegible]、君臣至死不能捐、

行人猶古意凄然、歷亂落花三月天、一帶春波浸紅紫、東風吹夢御裳川。芳紳如浪已無痕、風色春寒古穴門、漁笛一聲吹不斷、殘煙疎雨又黄昏。

春暮過壇浦　長梅外

なまこともならでさすがに平家蟹、　梅室

元治元年、八月五日、歐米夷艦十八艘、入豐前洋、（田浦）寇馬關、我藩前田壇浦砲臺、與夷人在對應發、彈丸交注、砲烟蔽海、日暮交罷、六日再戰、我人不利、夷守而走、夷上陸進至前谷、長人要撃之、殺夷十數人、而前田之戰、英夷撃長人、多斃之、七日、夷捧山獨□、長人力拒、迭有勝敗、而我藩砲臺、乃與夷約和。（綜國史略）

（前田）前田は今長府村に屬すれど、串崎の西南一里、赤間關の龜山に近し。

阿彌陀寺（赤間宮）

前田の西にして、龜山の下に在り、近年改修して赤間宮と云ひ、□官奉仕す。此寺は建久二年勅建にして安德帝の冥福を祈る所とす、近世は西山派の淨土宗佛場と爲り、寺領七十石を有し、安德帝の陵堂に奉仕したり、明治維新其寺號に赤間宮の號を加へられ、官幣中社に列す、名高き長門本平家物語は、原書二十卷此に所藏す。（今赤間關市に屬し、祠邊を阿彌陀寺町と云ふ）

阿彌陀寺　星巖

阿彌陀寺古何處、海氣濛々水拍天、夜半火來聞鬼哭、雲中花看見旌旗、淒涼幾□見山南、剝落猶□古壇煙、剩有白楊□□□、悲風吹度御裳川、

壇浦行　賴山陽

幾個之山如□尾、□□電海千餘里、直到長門伏復起、隔海豐山呼欲應、帆檣林立北岸前、吾自平安來、行□山□貝之催、□看海門潮□如□、屆□與山相□□、南望鎭山青一□、海水□□如□揺、□□□□□□來、平氏如□源氏□、□□□□□□□、海□吹□□□死、伊□出沒□□□、防備蔽海若風煙、□漢身作桃花水、獨有介鱗隨潮平、沙嘴至今尚橫行、□□□□南一夢、唯見海山□□□、西山日落海如□、何物□□□、哺吾□魂且休哭、汝不聞□武之□亦不免、身後豚犬交相食、

俗說、阿彌陀寺は平家奉仕の侍女尼と爲りて、先帝の追福の爲めに建立すと云ふは、大に誤れり、是は勅願の官寺なり、玉海、建久二年閏十二月、參院、□□□□安德天皇崩御之所、建一堂、可資彼□□、其亡命士卒之勝因事、可□汝之由□了、外記□交、安德天皇長門一堂事、可依□院□、依不被□□、無合宿之□法也、廿九日、長門堂事、宣旨口宣奏覽了。○了俊道行振云、龜山には御陣立たせ給へたり、其東にあり、阿彌陀堂といふ、安德天皇此うらにておくれさせ給ひて、後に御乳母の女の少將の尼とかやいひける人、こゝに殘り留まりて、平家の□聞けるを、後に□御□□所になされて、安德天皇の御□□□□□す、本尊は清盛公の福原の持佛堂の阿彌陀佛なり、又小松の大臣の本尊とて、釋迦佛も立せたまへたり、門司の關はこの寺に向たり、其つゝきに山烏の尾とて、山寺ありと人のかたり侍し、いとえんなる所の名なり、

海をさへへたてゝけりな山烏の尾上の寺の入合の聲。

宗祇筑紫道記云、かくて赤間關早鞆のわたりにいたる、此地のやどりは阿彌陀寺といへり、後に山高く巖そばだちて、落くる水潔よし、せきいるゝ庭のさま、自からの□致にて、岩に生たる松いねざしき物古て、水におほひ軒に滴り、御堂は□□□りて、軒端□々破れたるも、中々ふはれ深し、鎭守の社の作りざまこまやかに、しかも□□を思へるにや、門司の關山に向にみえて、前に海水を隔む、安德天皇の御□□を見侍れば、御かたちあみづらふたつに結わけて、御よそひさる事とみえて、紅の袴に笏を持給へり、御顔の匂ひあいきやうづき、打笑み給へるさまして、唯その代の御形とおぼえて、なき世のかげはわすれ侍る事也、あやしの身にも見奉るほど、涙押へがたし、次に平家の人々の影有、新中納言知盛、修理大夫經盛、內藏頭信基、宰相敎盛、中將資盛、能登守敎經等なり、女房には大納言のすけの局を始めて、四五人あり、中にも敎經武勇の道すぐれたりけんも、ふしぎに覺えて、

梓弓八重の汐合に消えぬ名もあはれはかなき跡のしら波、

君の御事はその哀れ言のはに及び侍らでさし置ぬ、彼二位の尼君の、波の下に極樂侍りと敎へ奉りけむも、悲しさ淺からず、偽りの言のはに侍れど、唯己が身の心を思へば、いづれか淨土にあらざる、誰か佛躰にあらざらむ、

此□□の道には侍べき。

龜山八幡宮

豐府志云、龜山の八幡宮は、海岸に臨みて、東門南門二あり、當社は貞觀元年釋行敎和尚、宇佐八幡宮を山城國男山の峯に勸請の時、行宮を建立せる跡なり、大內義隆今の神殿拜殿、樓門廻廊等再興せらる、神寶數多、□記ありと云ども、何れの時にや消失す、社邊を□宮寺町と云ひ、赤間關の東部とす。

□寄□國□記、永正三年大內義興の書、

日本國防長豐筑泉州大守、大內左京大夫多々良朝臣義興、奉寄□□國□□□判足下、□□、□下□□海外、道協天心、□□□□、以同系之好、無任解□之至、欽惟供之□□赤間關、有神□因龜山、草創于今六百四十七年也、而比年以來、依國之多故、不瓦不釘、傾斜擬朽、不□□下□□之力、爭得延□舊構之基址、云々。

二十二社註式云、長門國龜山八幡宮三所、中間應神、左神功、右仲哀、貞觀元年、奉遷男山之時、行敎和尚、造行宮□請之、又云、阿彌陀寺八幡宮、同于龜山、無勅家

[illegible]天、[illegible]代[illegible]、[illegible]山[illegible]
[illegible]小[illegible]
[illegible]水[illegible]
[illegible]て、[illegible]
[illegible]で[illegible]
を乞、いなびがたくて、
[illegible]

早鞆瀬戸

下之關海峽の中心にして、豐前部埼の西方[illegible]出すゝ[illegible]、早[illegible]り、[illegible]汝の滿干のほどは、宇治の[illegible]る事は、今の赤間の關と、門司の關とのあはひ、薬山のひさつにて其中にわつかに汝の滿干の道はかり、穴のやうにて[illegible](中[illegible])[illegible]、北に山き[illegible]山さはにあらく、[illegible]なら[illegible]で[illegible]のやうなる山あり、[illegible]て[illegible]山[illegible]立た[illegible]。

(下之關(馬關))

赤間關

今市制を布く、人口三万七千、海峽の北岸に[illegible]、門司に[illegible]、[illegible]の一部なり、古[illegible]、以て外[illegible]門戸と[illegible]し、律に著錄して「長門鶴關國」と云ふは之が以なり、後世[illegible]、[illegible]て、之[illegible]下之[illegible]と云ふる、[illegible]下之關と云ふ笹戸田島より數へて、名つけたる也、近古の名なるへし、[illegible]馬關[illegible]、[illegible]の詩人の[illegible]にして、近年に至り、世間押しなめて、馬關と呼ふ、山口へ十七里。

(赤間)

[illegible]　　菅　茶山

[illegible]、[illegible]
[illegible]門、
[illegible]汀[illegible]、
[illegible]

[illegible]　　賴　[illegible]

[illegible]、[illegible]
[illegible]、一[illegible]、[illegible]江山[illegible]松、
[illegible]、[illegible]

[illegible]　　賴　山　陽

[illegible]、[illegible]
[illegible]

[illegible]、門[illegible]赤間關、　　[illegible]

[illegible]、[illegible]入[illegible]一夜生、[illegible]人[illegible]不[illegible]
[illegible]、[illegible]立、
[illegible]、我[illegible]北[illegible]入、[illegible]月圖、
[illegible]、[illegible]
[illegible]、不如一[illegible]山安、
[illegible]中三百六十里、
馬[illegible]十日[illegible]、[illegible]

[illegible]　　菅　[illegible]

回首[illegible]山[illegible]、[illegible]舟此去路[illegible]々、寒[illegible]夢、
[illegible]門上下潮、　　西　秋[illegible]
[illegible]日[illegible]、征人又此[illegible]舟、江[illegible]情物、
[illegible]　　宇津木[illegible]

赤間の名は大同[illegible]方に首出す、赤間[illegible]あり、雄にかけて曰へり、[illegible]此地に赤[illegible]の形色備へたる岩石ありと云ふは、附會の說なるべし、アカウマアカコマにあらむ。大[illegible]云、赤間[illegible]、長門[illegible]所傳、元[illegible]火[illegible]、[illegible]之石、[illegible]也、[illegible]名[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]之方、

(赤目)

元[illegible]、[illegible]、小[illegible]
赤[illegible]之[illegible]方、元[illegible]、
[illegible]、一[illegible]、
也[illegible]　　也[illegible]久[illegible]　　[illegible]　　久[illegible]
比[illegible]　　[illegible]加伊[illegible]、[illegible]代主[illegible]、[illegible]
[illegible]也」
赤間の名は、[illegible]に神代[illegible]の赤目比の魚を[illegible]き「赤目比以[illegible]名之、[illegible]中一[illegible]、西[illegible]之云、[illegible]也、長門赤間[illegible]、以赤目比[illegible]名之、[illegible]土記」を[illegible]ふ、[illegible]を知らず、[illegible]にも、下[illegible]目と云ひ、[illegible]目[illegible]にも長門赤目[illegible]と曰ふ、[illegible]ふへし。

あかまといふ所にて、日ごろになりにける程に[illegible]月になりければよめる、

風をいたみ春もやけさは舟でして思はぬかたに泊りしつらん、〔散木〕

大内[illegible]に「文明十五年八月、[illegible]、[illegible]之[illegible]之事、[illegible]定、[illegible]年、[illegible]上[illegible]、任先[illegible]、[illegible]關、御[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]」とた文明十九年條々「[illegible]小倉[illegible]關三文、門司[illegible]關[illegible]文、赤[illegible]關[illegible]文」とも見ゆ、當時[illegible]に[illegible]けり。

君こふと[illegible]は[illegible]にて海に知られぬ淚を立ちける、〔散木〕

下關港

神戶へ二百四十海里、長崎へ百五十海里、若松へ七海里、油谷灣へ四十三海里、方今の規定港界は、[illegible]島[illegible]子[illegible]の鼻より、[illegible]島[illegible]東端まで、夫より北東微北に向ひ引きたる一線、及ひ[illegible]島[illegible]士浦の鼻より北東に引きたる一線以內とす、水[illegible]云、下[illegible]港、[illegible]に[illegible]して約二海里の間に[illegible]比す、人口約三萬三千餘、[illegible]は[illegible]、[illegible]る[illegible]を[illegible]べし、何となれば、西[illegible]は[illegible]に[illegible]強[illegible]して[illegible]、[illegible]なり、[illegible]

流は、五時間連流し、東流は七時間連流す、而して大潮の間は幾潮なし、潮流の速力は大潮に在ては七節乃至八節、小潮に在ては三節乃至四節、但し此急潮力あるは[illegible]落潮流ともに、各三時間なり、大潮中は本峡の東部に、強烈なる渦流あり、門司埼は満潮高潮六時三十分、大潮升八呎、小潮升六呎。

長衍[illegible]、西有青山[illegible]、[illegible]、
匠門一帶是玄洋、　山陽

臨門（リンモン）

延喜式に載せ、長門の終驛なり、臨海門驛の義なるべし、即赤間關にあたる。

日本後紀云、延暦廿三年、勅、備後安藝周防長門等國、驛館本備蕃客、瓦葺粉壁、頃年百姓疲弊、修造難堪、或蕃客入朝者、便從海路、其破損者、農閑修理、但長門國驛者、近臨海邊、爲人所見、宜特加勞、勿減前制、其新造者待定樣、造之。

臨海館址（リンカイクワン）

今詳ならず、赤間關に在りて、蕃客に接待に備へられし客館なり、平清盛以後廢絶したる歟、藤原通憲の詩の中に見ゆれば、其比迄は尚存したり。

送長州臨海館　藤　信西

臨海館頭[illegible]、[illegible]月下、
客途千里是窮西、[illegible]山近、[illegible]低、
送[illegible]詩[illegible]友、[illegible]村[illegible]（無題詩集）

此穴門の客館は、本朝人より昔より置かれし者なるべし、欽明紀「二十二年、[illegible]、於難波大郡、次序諸蕃、[illegible]、[illegible]列于百濟之下、而引導、大舍怒還、不入館舍、乘船歸至穴門、於是修治穴門館、大舍問曰、爲誰客造、工匠河内馬飼首押勝欺紿曰、遣問西方無禮使者之所停宿處也、大舍還國、告其所言、故新羅[illegible]任那官家」と、これにて穴門館は難波の館に比すべき客舍なりしを知る。

圖書編、日本國中に「長門[illegible]花浦、爲[illegible]州、[illegible]爲倭要、關渡在焉、其西排國、爲阿介馬失記、抽分司役於此」とあり、番記は萩にして、赤間關は關なり、抽分司とは征税吏を云ふ、又籌海圖記に「自博多至長門州之赤間關、三十里、自背候風赤浦、直指赤關、則四十六里、自赤關至竈戸關三十五里、長門州[illegible]、丁亥年、貴使來賀、書稱赤間關守[illegible]藤原[illegible]、辛卯年又[illegible]、又丁亥年、貴使來賀、書稱赤間關[illegible]太守矢田藤原[illegible]臣弘直」この弘秀弘直とあるは何人にや。

長門城址（ナガトノキ）

今詳ならず、蓋赤間關に在り、國の稱は本此城より起る、天智紀云「四年[illegible]、築城於長門國、九年、又築長門城」これ[illegible]塞の創置なり、當時の令にも「凡[illegible]度[illegible]、徒一年、[illegible]長門[illegible]一等」とありて、[illegible]に見る、此城塞の[illegible]も臨海館に同しかるべし、今城山（シロヤマ）と名つけ、學校を置く是歟。

探題所址（タンダイショ）

今詳ならず、蓋赤間關に在りて、上古の關塞に代はる者とす、是れ鎌倉[illegible]の置く所、專ら蒙古[illegible]に備へ[illegible]して、國防に當る、北條氏の子弟之に任し、或は探題と稱す、一說長府に在番したりき、[illegible]

[illegible]云、上總介[illegible]政、建治元年十一月、爲異賊征伐、下向[illegible]、十七歲、弘安六年九月八日、任上總介、同十月[illegible]長門國守[illegible]。○長門國守護職次第云、上總介殿（直政）弘安七正十七下國、守護代平岡三郎左衛門殿爲時。

[illegible]國用心事、以山[illegible]南[illegible]道[illegible]、可[illegible]長門國也、於[illegible]任[illegible]者、[illegible]中、可[illegible]子息之由、被仰下[illegible]、早[illegible]長[illegible]國之地頭、御家人、并本所一圓主地住人等、可令[illegible]長門國之狀、依仰執達如件

[illegible]治[illegible]年八月廿四日　　武藏守
相模守

武田五郎[illegible]殿（東寺文書）

[illegible]云、長門探題職は、建治二年北條の宗門[illegible]現大夫平宗頼（一作貞頼）下向す、是より兼時師時實政相井んで鎭西の任を受け下國す、弘安の前後にあたる、一說に永仁六年、北條時村長府に下向したりと云ふ、今按するに二階堂行一入道當時在關にして、北條の諸將は蒙古防禦の爲に、同時相前後して下國したる也。○太平記云、長門[illegible]探題北條遠江守時直は、（元弘三年四月）京都の合戰[illegible]よしを聞きて、六波羅に力を勠はせんと、大船百餘艘に取り乘りて、海上を上りけるが、周防より船を漕ぎもどして、九州の探題と一所に成らんと、赤間が關に着きて九州の樣を伺ひ聞き給へば、筑紫の探題英時も昨日亡されける間、時直僅に五十餘人に成りて、柳浦の浪に[illegible]す。○太平記の文勢によれば、探題長門の居館と、赤間關と異所に似たり、また「厚東、由利（原注云大峯地頭）伊[illegible]人々、與力高津道性、去一日辰時、押寄長門[illegible]御館[illegible]、堀をほり切、かいたてをかきたる、無左右不入、逐電、三日までは無別事」を、正慶亂離志と見ゆるも、同じ四月の記事也、尚再考を要す。

可[illegible]新田[illegible]貞與黨人等之由、所被下院宣也、早相催一族、[illegible]赤間關、可致軍忠、於恩賞者、可有沙汰之狀如件

建武三年二月十七日　　判

安藝木工助とのへ　　（三池文書）

安藝助太郎貞元、引率一族等、去月廿七日、馳參長州赤間關[illegible]候、以此旨可有御披露候、恐々謹言

建武三年三月六日　　中原　貞元

進上　御奉行所　　（同　上）

專念寺（ヒンチン）

[illegible]の菩提なり、時宗の念佛場にて、應永七年遊行十二世の上人尊觀、此にて遊去、其墓あり、尊觀は寺說に南方の皇孫なりと云ひ、後醍醐帝灌頂の畫像をも珍藏す。（遊行十二世上人は、相州藤澤道場の中興の名僧にして、一說に皇孫と曰へり、然れとも其墓は藤澤にも之

を傳ふ、遂ふべし)(引接(インセフ)寺は淨土宗を奉す、閑雅の一精舍なり。

鐵子行[illegible]大寶樓、[illegible]、　星巖

乾坤[illegible]兵可畏、九州之外更九州、當日立國僅六十、
赤馬關乃在[illegible]、但見山[illegible]海水森、云是大[illegible]
有[illegible]、[illegible]、我從中山[illegible]、
殉[illegible]此地[illegible]、[illegible]君[illegible]今安在、[illegible]同上[illegible]、
是時五月[illegible]、[illegible]油、[illegible]、
一帶青[illegible]、[illegible]風[illegible]、快[illegible]、
歡[illegible]未已[illegible]、[illegible]、[illegible]天[illegible]極、
終[illegible]服[illegible]、[illegible]、[illegible]水[illegible]不收、
當[illegible]、五[illegible]、[illegible]曲、
今安[illegible]、一朝人[illegible]西走、[illegible]悠々、
汀[illegible]月、[illegible]、古往今來[illegible]、
[illegible]、[illegible]大[illegible]有、長[illegible]無[illegible]、
所謂人生行樂耳、富貴貧賤同一丘、只須[illegible]十分斟、
暖[illegible]何求、

伊崎(イサキ)　赤間關市の西偏にして、小瀬戸を扼す、昔[illegible]の時、長州[illegible]は此に在り、慶應元年正月、奇兵隊の[illegible]るや、首として伊崎の役所を襲ひ、之に據り、當路の失政を難詰して、[illegible]に至れり。

馬關、次[illegible]五首韻(錄一)　梅外

防長[illegible]立是金城、[illegible]一品旌、十八[illegible]中[illegible]國、
幾千隊裏有奇兵、他邦[illegible]人々集、闔土移風政事清、
今日幸逢[illegible]會至、行[illegible]神域[illegible]波平、

大坪(オホツボ)　伊崎の西北にして、西は大洋に臨む、普應寺金毘羅堂ありて、其山をば砲臺とす。(大坪今豐東下村に屬す)

大坪金毘羅祠、望海作、　廣瀨　淡窓

亂嶼千帝出、横洲一帶流、濁連玄海路、[illegible]接白門潮、
殘照沙[illegible]、[illegible]風浪不[illegible]、帆過[illegible]見、[illegible]、
[illegible]、[illegible]自[illegible]、如何[illegible]者、徒[illegible]天橋、

引島(ヒクシマ)(島彦)　又彥(ヒコ)島と云ふ(今彦島村)伊崎の南にして、下關海峽の西を蔽ふ、南北約二海里、東西約一海里半、人口四千、其島端は一百米突に上る。豐浦志云、伊崎引島の間を音渡(オンド)門と名つく、島山の西の[illegible]に四五丈の岸あり、怪岩屏風を立たるが如く、離石纍々たりと云ふべし、俗呼て千石岩と號す、島の廻り三里餘にして、人家も九十餘軒あり、清元山專立寺は、大永年中、念西と云ふ法師の開基なりとかや。○按に引島は仲哀紀に「筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇之行、參迎于穴門引島」とありて古訓にヒケと注す。又東鑑に「壽永四年正月、前内府以讃岐屋島爲城墎、新中納言知盛相具九國官兵、固門司關、以彦島定營、相待追討使」云々とあり、當時平家は此孤島を以て根據とし、去年の冬、一旦參州範賴の陸軍を擊退したり。

盛衰記云、元暦元年の冬、土肥實平の許より飛脚を立、九郎判官へ申送けるは、知盛卿已に文字關へ攻入安藝周防以下皆平氏に從ふ、兵船は百餘艘を以て每度に襲來、船中には大楯を組て、其身を顯さず、陸地より隨向時は、矢間を開て馬腹を射、步兵は歸舟より下降て、之を打取間、度々の合戰に官兵皆敗散、知盛卿島に城を構、引島とも名附たり、源氏之を聞、參河守馳越て、長門國府に着、明なば引島城を攻へしと議定有けるに、文字赤間の案内知らでは叶はしとて、豐後地へ渡らる。東鑑云、元暦二年正月十二日、參州自周防到赤間關、爲攻平氏、自其所欲渡海之處、粮絶無船、不慮之逗留、及數日、東國之[illegible]、頗有退屈之意、仍召船臼杵惟隆兄弟、渡豐後國、可責入博多津之旨、議定、今日參州歸周防國云々。

而も三月に至り、形勢一變、遂に壇浦に會戰し、平氏覆滅したり。

了俊道行振云、昔穴戸に山あり、御舟よそひてのち一夜のほとに、此穴戸の山引わかれて、今の早友のわたりになりぬ、此山さなから西の海中によりて、引島となれり此島の向は櫛の浦とて、昔里内裏の立せける所なるべし、今はそこをやがて大里の濱ともいふなり、赤間の關の西の端にありて、なへの崎とやらんいふめる村は、櫛のうらの北に向ひたり(なへの崎、今不詳)

ひく島と云所の海人ども、くだりにも詣で來て、物ともこころざし侍けるが、此度も[illegible]と云魚を取出て侍けるを見て、よめる(歌末)

立浪の引島に住海人だにも、なだらかに有ける物を、

(待子弟)　按に彦島に弟子待(デシマチ)と云ふ地名あり、古の弟子待島は蓋此なりとす、類聚國史百五十九云「天長七年、長門國外島一處、行人弟子待島、但其内之公私田地、公廨相兼、不在此例」と、外島は引島の事なれば、其島内の一區を弟子待の地と爲されて、收公せられしは、即此のみ、弟子待とは弟子町の義にて、町とは田野の形狀より名つけし言ならん。

福浦(フクウラ)　引島の西南なる小港にして、西面して遠に若松(ワカマツ)、名古屋埼に對す、了俊紀行に、福良の島と云ふは此也。了俊道行振云、一宮住吉の御前より西にあたりて、西の海のはるかに見わたされたり、松浦への舟ども、暮このちかき海のへたに、ふくら島といふ所にかゝり侍る、ふくらの島より、つかひきたり、小舟にて天川(アマノカハ)といふわたりをして、參たりと申しゝかば、こゝにもかゝるわたりのありけるよと思にも、あはれ星逢のはまのつゞきに、此瀬のあらましかばなど覺侍る。(天川、今詳ならず)福浦の東南なる島岸を田の首(タノクビ)と云ひ、大瀬戸にのぞみ、豐前の大里(ダイリ)が浦に對す、其海峽中に[illegible]岩あり。

(島流岩)　又福浦の東北、下關港の西南に岩流(ガンリウ)島、(一に岸柳島に作る)一座の岩嶼なれども、大瀬戸の嶮航路傍にあれば、世に知らる。○西遊雑記云、引島の田の首を、碇いらずの濱さと稱して、よき船繫りの所なり、與次兵衛が瀬戸

(與次兵衛瀬)

といへるは、昔時秀吉公朝鮮征伐の砌、舟にて御通り有りしに、船人あやまりて御舟を此瀬へ乗あげ、既に覆へらんとして甚だ危かりしかば、船頭與次兵衛といへるもの越度となつて、内裏に於て首を刎らる、浦人憐れみ思ひて、しるしの石を建てしより、與次兵衛（ヨジベエ）が瀬といへるなり。有方鉄云、岸田島、有佐々木岸田宮本武蔵者、皆劔客、同舟渡津、共会[illegible]術、竟於島中闘、岸田死、因名焉、[illegible]武[illegible]如不能者、而[illegible]名島以資者、蓋惡其[illegible]、而諱之也、日既暮、北岸烟火[illegible]々、不斷二里所、爲下關。

六連島（ムツレ）

彦島の西北一海里半、方八町許の小嶼なり、人口三百、今彦島村に屬す、其四傍に大小の岩礁出沒す、島の東北に燈臺あり、北方より馬關海峡に入る艦船の照星とす、豐東下村大字大[illegible]の隣岸を距る二海里、島峰[illegible]秀、百三十米突。

(沒利島)

此島は、仲哀紀に沒利（モツリ）島と云ふにあたる、筑前、洞海（クキノウミ）名古屋埼の北[illegible]東四海里。〇仲哀紀云、岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、參迎于周防沙麼浦、而獻魚鹽地、因以奏言、自穴門至向津野（ムカツノ）大濟、爲東門、以名籠屋（ナゴヤ）大濟、爲西門、限沒利島阿閉島、爲御筥、割柴島爲御甂、以逆見海、爲鹽地、既而導海路、自山鹿岬、廻入之、入岡浦。

藍島（アヰ）

(馬島)(白洲)

六連島の西一海里半、東西六町南北十三町、島山甚高からず、今馬島（ウマ）と共に豐前國企救郡板櫃村に屬す。（板櫃村へ東南約五海里）馬島の北に岩礁海中に横出す、又西一海里餘に白洲（シラス）あり、方二町許の礁岩にして、波際より高さ數尺のみ、上に燈竿を建て、馬關海峡と玄界洋の道標たり。（今人口凡百三十許）

着舸惡島、述志、　釋　蓮禪

問泊昨來闕東島、[illegible]々遠岸絕無涯、[illegible]未出風東[illegible]、[illegible]差日午時、[illegible]、待秋客[illegible]子生涯、

（山島之民、不[illegible]田畝、冬植[illegible]、井子[illegible]、以仲夏[illegible]秋故云）[illegible]而[illegible]落[illegible]相[illegible]、春色[illegible]行路[illegible]（本朝無題詩）

藍島之東、距岸二町、有一石門、[illegible]名[illegible]（ハナグリ）、高可五六丈、舟[illegible]相去三丈許、上[illegible]穿、若[illegible]道、然[illegible]立[illegible]々之上、舟過其内、不可三丈、實天造之奇也、[illegible]往[illegible]、然風浪[illegible]厲、不能入門而反、[illegible]、[illegible]千[illegible]、[illegible]、而石[illegible]裂、如[illegible]、大可[illegible]也、[illegible]、[illegible]松[illegible]其[illegible]、下[illegible]、[illegible]、浪[illegible]入其口[illegible]、實中土人所驚目也（北[illegible]名草）

人[illegible]學[illegible]志、[illegible]島に近年十二[illegible]の古[illegible]を[illegible]見せり、本島の[illegible]記によるに、寛永年間は無人島なりしを、細川氏所[illegible]の時、長門國向津[illegible]の漁夫、[illegible]川氏に請ひ、本島に於て[illegible]漁の業を[illegible]し、夫よりして[illegible]人[illegible]したり、小倉[illegible]の頃は、戸數十四戸に至り、此外に[illegible]加するを禁じたりと云ふ、この[illegible]島を[illegible]れ北方[illegible]二町[illegible]にて小島あり、沖の貝島と云ふ、水面より高さ凡三間、面積五反歩余にして、平坦なり、こゝに又た十三個の古墳あり、かゝる[illegible]島に古墳の多きは、[illegible]なり。〇此島も

(阿閉島)

仲哀紀に見ゆ、阿閉に作り、又[illegible]集[illegible]に、[illegible]國風土記云、[illegible]、山[illegible]中[illegible]小島、其一曰[illegible]、[illegible]年[illegible]子、[illegible]中[illegible]、其一曰[illegible]波島（[illegible]注云、[illegible]波[illegible]也）云、資波紫[illegible]也）

とある阿閉は[illegible]島にあらずや、資波島は今の白島にして、[illegible]島の西に[illegible]す、阿[illegible]の字体[illegible]に[illegible]す、之を[illegible]れるのみ。

白島（シラ）

(柴島)

[illegible]島の西、三海里半、男女の二島に分れ、[illegible]合せて方數町に過ぎず、筑前遠賀郡[illegible]北村に屬す、[illegible]見埼の北西[illegible]海里にあたる、[illegible]仲哀紀に柴島（シバ）、風土記に資波島と云ふにあたるごとし。

筑前續風土記云、柴島は[illegible]、此島[illegible]生ずる故に柴島と云ひしを、後に言[illegible]して、白島と云へるにや、白と柴との訓相近ければなり、又若松に入海に有る島をも資波島と云ふ、然れども是は[illegible]入海中に在りて、現はれざる所なれば、御[illegible]とすると言難からんと、昔毛利元就筑紫に渡り玉ひし時、此白島より十八丁沖のかべと言所に舟を[illegible]かれしが、元就乗船の[illegible]海中の岩洞にかゝりあからず、遠賀郡[illegible]田浦に[illegible]の達者有りけるが、彼所十七[illegible]有ける[illegible]に入りて取上ける、元就斜ならず感悦し、白島を永代彼者に[illegible]はりぬ、其の子孫[illegible]田[illegible]の浦に居て、兩[illegible]より此島を分ちて領しける故、今に至るまで[illegible]より是を[illegible]せり、昔年長部國の者、此島は彼國の内なりとて、[illegible]したることもありき。

響灘（ヒビキ）

(比治奇灘)

豐浦郡の西方の海洋にして、南は筑前遠賀郡の陸[illegible]に至り、西は玄界洋に連り、北は川尻御埼の[illegible]に至る間、大名なり、南北約三十海里、東西約二十海里、古書に比治奇（ヒヂキ）の奈太と云ふは此とす、海草に比治木あり、之に因る歟。

昨日こそ舟出はせしがいさなとり比治奇の奈太をけふ見つるかも（万葉）

武久（タケヒサ）

今大坪[illegible]生[illegible]と合て、豐東下村と改稱す、赤間關の西北に[illegible]り、[illegible]西の[illegible]村と相[illegible]る、即其西は海洋にして、島[illegible]、筑前續風土記に、仲哀紀に逆見海（サカミ）とあるは、武久の海を指すと曰へり、不詳。

生倉郷（イクラ）

和名抄、豐浦郡生倉郷、訓伊久良。〇今豐西下村に田倉あり、同中村同上村も本郷の域内なるへし、武久の北とす。

綾羅木（アヤラキ）

今豐西下村の大字なり、豐東上村なる小野井田の[illegible]流、綾羅木に至り海に入る、長三里、[illegible]志云、府中の[illegible]宇[illegible]音は、綾羅木より移せるなり、八幡松原の宇[illegible]宮[illegible]も、綾羅木より移せる者なり、足利家又は毛利家の古文書に、長州三宮と書せるは、[illegible]宇[illegible]宮にし

て、往古は一二の兩宮に次ぎ、繁榮せしと見ゆ。

安岡（ヤスヲカ）今[illegible]中村[illegible]北（[illegible]を去る二里半）なる小[illegible]にて、[illegible]村[illegible]と云ひ、その北三里半に吉見[illegible]、小串浦に[illegible]、

吉見　小船舶の碇泊に可なり、吉見は今豐西上村と云ふ。

室津郷（ムロツ）和名抄、豐浦郡室津郷。（今豐西[illegible]村及[illegible]中村、川棚村等是也。）[illegible]北にして、内日郷と山谷を分ち、西響灘に對す。

室津浦は今豐西村に[illegible]、安岡の北に[illegible]、小[illegible]なり。（[illegible]東[illegible]宮[illegible]年四月十五日、[illegible]大元）[illegible]等、[illegible]宮[illegible]。

觀音埼（クワンオン）[illegible]吉見浦の中間、西方に延伸する岬角にして、豐西村大字吉母に屬す、一名[illegible]。[illegible]約三里を隔てて、東西に相對し、[illegible]中央に位し、[illegible]なり、[illegible]山上に[illegible]、出にして更に樹木を見ず、此埼上に[illegible]立する御[illegible]山は、突頭にして高九〇〇呎、埼の南東に吉田澳あり、北角は室津埼と稱す、此埼以北御田御埼（一名矢玉鼻）迄九海里の間は、海岸東に彎入し、一大[illegible]をなす、此海岸に沿ふて數村落あり。（水路志）

蓋井島（フタオヰ）[illegible]の西方約三海里にあり、島の周圍[illegible]、海岸多く、[illegible]、北岸に蓋井[illegible]あり、島の南西[illegible]埼に近く、全島[illegible]山なり、村落は全島[illegible]山東端の海岸にありて、其前面に小[illegible]の防波[illegible]をなせり。（水路志）

此島は今豐西村に屬す、島勢中分し、遠望すれば二島に似たり、蓋井は二島の義なりと云ふ。長一里許横幅十町、民戸數十あり。

黒井（クロヰ）[illegible]村を[illegible]併せて、豐西東村と改稱す、室津浦の東にして、川棚の南に當る、

村[illegible]は今黒井に在り、延喜式[illegible]宮[illegible]なり、同名の祠は和州城下郡にもあり。

川棚（カハタナ）今川棚村と云ふ、安岡の北二里半、[illegible]浦出す、[illegible]の名あり、[illegible]數所[illegible]、北[illegible]湯[illegible]にして、[illegible]、[illegible]を[illegible]く。

豐浦志云、妙青寺は川棚東山の[illegible]にあり、寛[illegible]二十[illegible]年大内持盛[illegible]にして、初め[illegible]にて開[illegible]、近世[illegible]と爲る、[illegible]寺は、[illegible]山に[illegible]す、川棚[illegible]中より北[illegible]にあり、[illegible]、大[illegible]門寶中[illegible]也、[illegible]十一[illegible]は、開山[illegible]を[illegible]りて、同[illegible]黒井[illegible]村の[illegible]に於て[illegible]の時、[illegible]より流れ來る梅檀の木を以て造る所の尊容なるよし、縁起に見えたり。

小串（コクシ）今小串村と云ふ、川棚の北一里、小港なり、小串[illegible]にあり、[illegible]を知らず。小串[illegible]北[illegible]に[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]て、[illegible]と云ふ[illegible]り、大内家[illegible]に「[illegible]日、[illegible]二日、[illegible]二日、但高（賀字）[illegible]二日路半」と[illegible]、[illegible]宇賀[illegible]にいたり。

神戸郷（カムベ）和名抄、大津郡神戸郷、（今豐浦郡に入る、）神田、[illegible]、[illegible]野の諸村なるべし、[illegible]の北とす、西北は海洋、東は日置[illegible]郷に至り、南は室津郷に至る。

神田（カンダ）今神玉村（上神田、神田下村の二を併る）、大内家壁書に「從山口行程日數、神田、[illegible]、[illegible]野、二日路半」と見ゆ、今[illegible]より[illegible]まで十里、矢玉より特牛嶼（神田下）まで一里半とす。

神田浦の[illegible]に、[illegible]數枚を[illegible]む、是は弘安四年蒙古[illegible]に[illegible]せし船隊の中、此邊に漂到して殲滅せられしものもありしに似たり、已に八幡愚童記にも「弘安四年閏七月朔日、賊船ことごとく[illegible]して、海に[illegible]、大將軍一騎に、[illegible]風の以前に、長門の浦に[illegible]、[illegible]」と曰へり。

矢玉鼻（ヤタマ）水路志云、矢玉鼻、一名[illegible]、[illegible]北方十海里なる[illegible]、此[illegible]、[illegible]に[illegible]、其中央に[illegible]て三小[illegible]、[illegible]に西方に[illegible]、北[illegible]なる[illegible]東に[illegible]入して、[illegible]に[illegible]、中[illegible]特牛[illegible]に[illegible]て、[illegible]口を[illegible]し、入口に[illegible]、[illegible]、[illegible]にして[illegible]、[illegible]、[illegible]を以て、大[illegible]に[illegible]する二百石以下の和船は、[illegible]るを得へし。

角島（ツノ）特牛の西北二海里に在り、長一里幅十町許の[illegible]島にして、今角島村と云ふ、[illegible]と云ふ、

延喜式に「長門國[illegible]、宇[illegible]」[illegible]、又[illegible]に「角島の[illegible]門の[illegible]は人[illegible]かりしが[illegible]共はにきめ」[illegible]此[illegible]、

水路志云、角島は油谷灣口の南側に位し、長門西岸の[illegible]にあたる、北角[illegible]は低[illegible]に[illegible]出す、此近傍は風あるときに著しく[illegible]、角の北西角は沙丘にして[illegible]と曰ふ、此埼の[illegible]、此近傍一帶[illegible]を[illegible]す、この島と[illegible]との間は、[illegible]（[illegible]）に由て相連なる、[illegible]にして[illegible]外[illegible]せず、島内人口千二百餘、[illegible]を[illegible]す、[illegible]は島の[illegible]に[illegible]形をなし、其西端に一村落あり、尾山村といふ、[illegible]外は、よく[illegible]を[illegible]く、角島[illegible]は[illegible]に[illegible]す、[illegible]高は海上一四二呎、其燈天光達十八海里とす。

又云、[illegible]日に於て角島[illegible]は、[illegible]しき速力を以て北方に[illegible]し、[illegible]より[illegible]の[illegible]に於て、烈しき[illegible]を[illegible]し、[illegible]の時は[illegible]て[illegible]らし、角島より[illegible]は[illegible]山[illegible]に向ひ北東に流れ、[illegible]二里に於て[illegible]力に[illegible]すべし、而して此[illegible]と[illegible]合する所には、[illegible]

るを以て、該海流の流路は一目瞭然たり。

阿川（アガハ） 神田下村の東北に當り、油谷灣の南岸に位置す、今阿川村と云、阿川の東一里を粟野村とす。阿川港は、油谷灣口の折[illegible]より東南一海里半。

粟野川（アハノ） 豐田中村の奥村に發源し、西北流、豐田上村、田耕村、瀧部村を過ぎ、粟野村に於て油谷灣に入る、長七里。

（瀧部） 瀧部（タキベ）は小串[illegible]王より、粟野日置に至る道路にまたがる、田耕の耕をスキとよむは、[illegible]にて假借せるならん、タカヘスをスキカヘスとも云へば也、[illegible]の東に[illegible]

豐田（トヨタ） 粟野川の水源、并に吉田川の水源を豐田と云ふ、今豐田上村、豐田中村、豐田奥村、豐田下村、豐田南村の五を総ず、中世豐田[illegible]の名目あり、和名抄大津郡稲妻[illegible]の地にして、[illegible]北に[illegible]、大内家壁書及び正保圖に、尚豐田郡あり、寛文年中之を停めて、豐浦郡へ入る、（國郡考には、豐田郡を[illegible]分地なりと云へど、今従はず）

（豐田郡） 按に矢田村（今豐田奥村に入る）西八幡[illegible]に曰く、「敬白、八幡宮御正[illegible]、[illegible]、建久某年[illegible]西五生、支干丙辰、豐田[illegible]」（國郡考）と見え、閣大略「文和元年十一月、[illegible]けしばらく長門國豐田城に忍び居て、ひそかに菊池小貳なんどに音信を通して便宜をうかゞひける由」載せたり、當時[illegible]の[illegible]を知る、[illegible]古文書に、文明十八年豐田大和入道元[illegible]と云ふ人見ゆ。

狗留孫山（クルソン） 豐田上村の西に峙ち、宇賀村[illegible]の東にあたる、標高六百六十米突、豐州藩云、狗留孫山に[illegible]寺[illegible]護院あり、建久二年、榮西僧正開基にして、觀音石在り、此石は昔[illegible]王が、狗留孫佛に[illegible]請して立てたる卒都婆の末にて、觀音大士化現の石体とぞ。

西市（ニシイチ） 今豐田奥村と改む、即[illegible]豐田郡の[illegible]とす、長府の北六里、深川の南六里、吉田川（此に多羅川、又俵川とも云ふ）の上流也

（豐田城址） [illegible]六年、豐田[illegible]武[illegible]大内[illegible]之を[illegible]、豐田郷に據り之を拒く、此城は東方豐田川の流を引き、西に[illegible]たり、南は遙に高山村に至り、田耕[illegible]に[illegible]む、第二の山[illegible]寄せらる、大内勢中村[illegible]前後の道より攻寄、弘茂は[illegible]上寺門前に[illegible]す、[illegible]子[illegible]在陣[illegible]死す、九年正月の事とす、（江良とは、今豐田下村に屬し、神上寺門前とは即江良なり、西市の豐田城址の西とす）應永九年、豐田勢は大内弘茂を破りてより、[illegible]日野吉田を[illegible]、内日、[illegible]、田耕、深川、大津等の村[illegible]切取る、大内[illegible]大[illegible]て豐田[illegible]長生[illegible]城を[illegible]、[illegible]に之を[illegible]、按に、此裁は大内[illegible]と云ふ[illegible]見ゆる所とす、大内兵衛[illegible]十二月下[illegible]長府に[illegible]、廿九日江良村下山に[illegible]、此事を[illegible]る者[illegible]く、文[illegible]元年、[illegible]川の[illegible]、[illegible]に[illegible]ふ、大内[illegible]名に[illegible]東上す、[illegible]官[illegible]、[illegible]心を合せ、[illegible]く、遂安子十郎、同七郎、京師に從軍して在りければ、父[illegible]十[illegible]、[illegible]人[illegible]大に[illegible]て[illegible]に下向せしむ、これより[illegible]を道[illegible]にお[illegible]、[illegible]なかりず、（[illegible]古文書）十一月に至り、[illegible]自ら[illegible]す、二年、道[illegible]また[illegible]を[illegible]、道[illegible]を[illegible]ず、[illegible]るに[illegible]田[illegible]、[illegible]地について見れば、[illegible]如し）先是、[illegible]分[illegible]を以て、[illegible]出の[illegible]、豐田[illegible]田中守[illegible]下向せしむ[illegible]、[illegible]城（長門國豐田郡今の豐浦郡西市の一瀬の一瀬山）同井手[illegible]城、小倉城、高津小城等を拔く、（古文書）道[illegible]が[illegible]亡する等なし、道[illegible]ふること能はず、遂に[illegible]に[illegible]りて自殺せり、（系[illegible]譜[illegible]古文書）

西市の西北[illegible]、杢[illegible]子等を上村とし、八道、稲見、浮石等を中村とし、東なる[illegible]生、今山等を奥村とし、南なる長野、手洗等を下村とす。

稲妻郷（イナメ） 和名抄、大津郡稲妻郷、[illegible]伊奈女、今豐田の[illegible]村なるへし、中村に稲見（イナミ）てふ大字のこれるは、稲妻の訛とす。

大津郡

大津郡（オホツ） 豐浦[illegible]の北にして、海洋に[illegible]ひ、東は阿武郡に[illegible]ふ、今[illegible]凡二十五方里、（海島一方里）人口[illegible]三千、八村に分ち、治所は深川に在り。大津は和名抄[illegible]に注す、大津は油谷灣[illegible]によりて名つけたるならん、後世郡の南偏稲妻御戸の二郷は離立して豐田（トヨタ）郡と云ひ、近世に至り豐田は[illegible]して豐浦郡へ入るを以て、郡[illegible]頗る削少したり

大津郡は[illegible]阿武郡に[illegible]接し、向岸[illegible]望む、上古の阿武國の境内なるべし、穴戸國にはあらず、

二處郷（フタキ） 和名抄、大津郡二處郷。二處は厚狭郡に同名あり、[illegible]井と注したり、今の俵山村及び深川村の[illegible]木（シキ）等なるへし、二處の名[illegible]詳、厚狭郡の同名を[illegible]すへし。（彼地にも[illegible]あり、此にも温湯出つ）

俵山（タハラ） 今俵山村と云ふ、吉田川の水源にして、此には俵川と云ふ、西市の北三里、山[illegible]にして温泉あるを

以て湯町と唱ふ。

俵山鑛泉は、其猿湯前湯の二源ありて、單純性、温九十三度、浴槽四所に分ち、往來の客屋舍に充ち澡浴する者多し。

湯本（字由）

今深川村に屬す、俵山の東北一里半、(此間に南北の分水嶺あり)深川灣に近きを以て、近世專ら深川湯本と呼ぶ、即鑛泉あり。湯本川は湯本の東なる山谷に發し、此に至り北に折れ、末は深川灣に歸す、長凡四里。

湯本は、延喜式に驛馬、由字、三隅とありて、(刊本田字と作るは由字を誤る)山陰道の驛路にあたる、當時已に鑛湯涌出して、由字驛と稱せしこと明白とす、然るに鑛泉志に「大寧寺三世信定座主、住吉神に法衣大戒を授け、其報恩として寺中に温泉の涌出を得たり、即應永三十四年也、因て禮湯恩湯と名づく」と曰へり、例の寺僧の詐言のみ、固より採るに足らず。

深川湯

湯本大寧寺の域内に在り、單純性、温九十二度、禮湯恩湯の二源あり、三槽を造り浴場を設く、涌出盛大にして、清潔なり、長州第一の名湯とす。

大寧寺

湯本に在り、曹洞宗の叢林にして、應永の末年、大内盛見の創建、石屋眞梁禪師を請して開山と爲し、其弟子定庵(殊禪)正傳の徒之に居り、法風當代に振へり、一書、此寺は永享年中、鷲頭弘直創建とす、弘直と云ふも大内の一族なり。

鎌倉大草紙に、上杉憲實入道して西國に走り、雲洞院高岩長棟と號し深川大寧寺と云ふ會下に居り、寛正七年終り給ふと載す、又陰德太平記に、天文二十年、陶叛て義隆卿を弑し、「大内殿の申されけるは、深川の大寧寺へ入て、彼地に於て自害すべし、彼寺は石屋和尚の開山として、清淨結成の靈場なり、骸を佛法繁榮の地に埋みなば、永く修羅道の苦患をや免れなん」云々、又「實に天運盡果て玉へけるにや、深川大寧寺へ入り、其夜は住寺和尚と佛法雜談にて御座あり、九月朔日の巳の刻に、大寧寺の佛前に燒香して、心靜かに腹を切玉ふ、冷泉判官隆豐介錯し奉る、是まで防矢射て、經堂の上に在りけるか、矢種盡き佛殿に火かゝりければ、一首の歌を經堂の扉に書て、其下に多々良朝臣隆豐「身を立し雲も烟も半天に晴れ浮世の夢ものこらず」と書置て、腹十文字にかき破り、煙の中に飛入り、朝の露と消にけり。」

深川郷

和名抄、大津郡深川郷、訓布加波。○今深川村と西深川、東深川井に瀬戸崎浦なるへし、二四郷の北、東は三隅に至り、西は日置に至る、北に深川灣青海島あり。

深川（正明市）（深川灣）

今西深川、東深川井に湯本湯木等を併せ、深川村と號し、本郡の大邑なり、其市街を正明市と云ひ、東深川の海濱に在り、郡衙は此とす、萩を去る六里、山口を去る、十二里、東北瀬戸崎浦に隣る。

水路志云、深川灣は今岬と青海島西岸との間にて北面す、灣入約三海里、幅約二海里、灣口水深二十四五尋、灣央に減じて灣頭に達す、底質概砂なり、灣の南岸は礫濱にして、其中央に妙見山と唱ふる小山あり、松樹簇立し甚著明なり、灣内は北風の外は、錨泊するを得べし、しかれども瀬戸崎港の安穩なるに若かず

西深川の字境川に絹が嶽あり、介化石を產出す、其個數町に廣がり、海面上の高さは六十乃至百間あり、此介化石は已に久しき以前より世に知る處にして、其形狀の完全なるものを產婦の傍に置けば、分娩安しとて、里俗之を「こやすがひ」といふ、此化石は第三紀殘海產のものにて、カーヂター屬なりとし。

仙崎

今青海島を併せ、仙崎通村と改む、深川正明市の東北に接し、一名瀬戸崎と云ふ、其北に突出せる陸角と青海島との間に狹き水道あれば也、此陸角の西は深川灣にして、東は瀬戸崎港なり、海水共に環を成す、

瀬戸崎港（通浦）

青海島の南側と、陸岸との間に在り、港口は東に開き、小嶼多く列すと雖、二つ可航水道あり、港内は二區に分れ、外港の東北隅に通浦あり、青海浦の東端に位置し、小海灣を爲す、內港は其西南に灣入し、仙崎及び三隅の村落港岸に在り、港內水深く、頗る良泊によろし、此港より東方凡五海里に三隅灣あり。

青海島

瀬戸崎港の北面を擁する海島にして、川尻御崎の東方十海里に在り、其西側に尖峰あり、標高一千呎、峰南に一湖あり之を青海と呼ぶ。島の東端に通浦あり、人口九百、瀬戸崎港口を扼す、此島東西二里許、面積約一方里、捕鯨業を營む者あり。

日置郷（菱海）（渡場）

和名抄、大津郡日置郷、訓比於木。○高山寺本、訓注を缺く、比於木とあるは疑ふへし、ヘキと唱ふるは古音の遺れるならん、深川郷の西とす。

今日置村菱海村にあたり、古市は日置村の東部なる小市にして、西部には渡場を小市とす、渡場の西南に人丸、河原浦等あり、河原浦は油谷灣の灣首に居り、菱海村の大字とす。

向國郷（雨乞山）

和名抄、大津郡向國郷、訓武加津久爾。○今向津具村井に宇津賀村なるべし、日置郷の北にして、大海に濱し、雨乞と名づくる峻嶺あり。東鑑、文治二年、新日吉領、向津庄、また向津奧庄とあるは此歟、(仲哀紀に見ゆる向津大濱は此にあらず)此地は油谷灣の北にして、菱海單野、阿川より望めば全く島山を成す、故に向國の名あり。

向津具

渡場の西北なる半島を、向津具村とす、久津浦、大浦の二澳あり、西角を油谷鼻と云ひ、北角を川尻御埼と云ふ。

油谷灣

水路志云、油谷灣、下之關海峽の北大約廿六海里にあり、灣口は折紙鼻を南角とし、向津

半島の南西端油谷鼻を北角とし、正西に面す、其灣二里三鏈にして、約六海里、東方に深入す、灣の北側は概ね岸にして水深し、南側は中央以西斷岸多岩にして、其以東は沙濱に沿ひ岩礁淺水地多し、灣内數澳あり、大浦を以て最好とす、大浦は油谷半島の東側にあり、浦内水深六尋乃至十二尋、軟泥底にして錨掻き善し、又能く諸風を避く。

川尻御埼（カハジリノミサキ）

向津具村大字川尻に屬する岬角なり、住民捕鯨を業とす、此川尻埼及び通浦の捕鯨は寛文年中突組を起せるに始まり、尋いて網組を立て、今に至るも其業を傳ふ、其漁場は御埼以東六島に至る沿海及び島間にして、往々瀬戸崎港油川灣内に捕ふることあり、正明市の西北五里

水路志、川尻埼は角島燈臺の北東約八海里半にあり、埼端高二八〇呎、乳頭形にして松樹密茂、黒色を呈し、海方は險崖あり、埼の東方川尻村あり、一の鯨漁場なり、此埼より西南角島に至る海上は、險礁惡浪の畏れ甚大なり、此埼以東高山岬に至る海岸は、二大曲岸を成し、中に數島與港灣あり、其沖に見島あり。

三隅郷（ミスミ）

和名抄、大津郡三隅郷、美須美。今三隅村是なり、延喜式に由宇、三隅、參美とありて、當時山陰道の驛次とす、正明市より三隅市まで二里、三隅市より阿武郡三見村まで二里。

神鳳抄に「長門國三隅御厨、上分十石」とあるは、此地なり、又日向記に工藤次郎祐朝、長門國三隅庄傳領の事見え、大内家壁書に「寛正三年、長門國三隅庄、平氏左衛門三郎云々」と載せたり。近世長藩の名士村田清風、三隅の居宅に尊聖堂を置き、文武の講習を爲す、當時其風氣獎勵の功果を稱したり。

正慶亂離志云、正慶二年三月、如風聞、北國より高津道性を大將として、十國の兵を相具して、三隅と云所まで責上る。（三隅の地名は石州にもあり、正慶亂離志に云ふものは長州なるべし、長州探題府を攻めんとすることを記したる文なれば也、

阿武郡

阿武郡（アムアブ）

本州の東北隅にして、石州鹿足美濃の二郡に堺し、以南は防州佐波吉敷二郡に堺し、各山嶺を以て相限る、面積凡六十六里、人口十一万、一町廿四村、（外に海島一方里半三村に分つ）郡治は萩に在り。

阿武は古、安牟なるへし、今アブと云ふは訛なり、又倭名所に阿不とよむも訛なるへし、景行紀に「日向襲津彦皇子是阿武君之始祖也」と見え、國造本紀に「阿武國造纒向日代朝（景行）御世、神魂命十世孫、味波々命定賜」と載す、二書相合はずと雖、共に舊傳なり、類聚國史、弘仁二年、阿牟公人足・外從五位下、人足者、大安寺僧云々と見ゆ、此國造と同族にや。

（阿武國）

長門なる阿武の號の創設は同土人にすさめざらめや、
（新撰六帖）

東鑑、文治五年二月條云、長門阿武郡者、爲資盛領内之間、爲謀賞、藤内土肥實平太郎遠平、爲御追討使下向、可去進地頭之由、依有其定、可被出之由、被仰云々。○元亨釋書に入宋僧俊芿が「乘明州船長六翁、纜絶浦渡、着長州安武郡、乃建暦改元年來歸也、其傳來者、佛舍利三粒、律宗大小部文籍二千一百三卷、其餘圖書碑帖器物等甚多、襄西禪師聞之、馳至博多、迎開」云々の事見ゆ、海路を失ひ、安武に漂到せしならん、常航道には非ず。

（安武郡）

三見（サンミ）

又三位に作る、郡の西堺にして、大津三隅に隣れる海村なり、延喜式に三隅、參美、埴田とありて、長府より山陰道石州に通ずる驛路にあたる、大内家壁書に「從山口行程日數、阿武郡三見、椿一日」と載せたり、萩町の西一里半。（三見の海中に澤島あり）

（參美）

椿木郡（ツバキ）

和名抄、阿武郡椿木郷、訓都波木。○高山寺本豆波支と注す、今三見村、椿郷西分村、山田村、萩町等なるへし、古文書には椿郷につくるもの多し、中世川島庄牛敷（ウシキ）庄等の私田、郷内にまじりぬ、近世毛利氏の府城を川島に起しゝより、一都邑となりぬ。（椿郷東分は、和名抄住吉郷かと疑はる）

（牛敷）

梅松論、足利尊氏筑紫より上洛の條に曰く、爰に上杉伊豆守の乘船、其名をば今度船と號す、長門安武郡椿の浦の船頭操七畏申けるは、是は御大變の順風と存候、その故は雨は風に吹出て降候、月の出ば雨は止候べし、少はこはく候ども追風なるべきよし、一人申上たりしかば、將軍御らんじけるは、元暦の昔、九郎判官義經渡邊より大風なりしかども、順風なればこそ渡りつらめとて、雨の止のを御待なくして、御座船出さる。

（椿浦）

椿八幡宮（ツバキ）

椿郷西分村に在り、萩郭外の總鎭守なり、觀音寺の東五町。○八江萩名所圖畫云、椿八幡宮は正治年中、地頭三好兼久奉想によりて、當郡木部村より勸請と傳ふ、又祇園社あり、古祠なり、證文あり、

「奉寄進、椿郷之内、廣嚴權現御敷地・荒野之事

四至界　東限　鍋山　南　混漏限

西　石淀□限北限ふるかれを

右件權現敷地者、爲天長地久御願圓滿、御寶次乙、令寄進所也

弘安四年三月　日

佐伯友國所」

「奉寄進、祇園社神田合五段、椿郷新田、

右爲忽[illegible]□、永[illegible]之狀、如件

元亨元年十二月十日　地頭三吉」

「光行、長門國[illegible]八幡宮[illegible]事

□御[illegible]長久

貞和三年八月一日　御代官　沙彌」

(大照院)

蓋し右は八江の一を[illegible]江の[illegible]と云ふ、西分村の境内とす。[illegible]云、大照院(ダイセウ)は元は觀音寺と號す、椿江にあり、久しく[illegible]して一宇の草堂なりしを、寛永年間、大照院殿の御菩提所と定め、大照と改む、佛堂あり、此堂宇はむかし當山北谷に大杉の木一株ありしを採用して、其一木を以て[illegible]せし所なり、[illegible]寺時代より[illegible]して存する本尊[illegible]如來は坐像にして六尺餘、是所謂[illegible]木となし、[illegible]を以て彫刻したるものなりとぞいひ傳へける、其胎中の古書、

日本國長門州阿武郡椿郷、大椿山觀音寺、佛殿本尊[illegible]、本尊[illegible]如來、

[illegible]年甲申十二月廿五日　立春

阿武川(アブ)

萩川(ハギ)、又大川とも云ふ、阿武郡の東境嘉年村(カネ)の山中に發し、南流して徳佐(トクサ)に至り、西流し地福村を經て又北に折れ、[illegible]、生雲、吉部の諸溪流を併せ、佐々並(ササナミ)川、明木(アキラギ)川を併せ、萩町の東南に至り、[illegible]西北流、二分して市街を挾き、海に入る、長十五里。

玉江(タマエ)

阿武川の河口にして、山田村の支村なり、海に臨み萩城の西にあたる、八江名勝の一にして、[illegible]江の北に隔る、玉江の東北に倉江あり、謂ゆる玉江秋月、倉江歸帆是也。

一[illegible]不流、波光皎白月高懸、[illegible]人[illegible]風趣、人住[illegible]秋、　山縣　周南

玉江浦は萩城市の西南に當り、沿岸岩石暗礁多く、[illegible]に適せず、文化の初年頃までは、漁業微々として振はず、動もすれば糊口に窮し[illegible]の救助を受けしが、當浦民原田與三郎[illegible]之を憂ひ、終に沖合漁業に止むべからざる所以を悟り、資を投じ之が漁具を[illegible]せり、是れ文化二年にあり、當時使用せる漁船は、幅五尺乃至六尺、乘組三人なりしを、幅六尺五寸とし、米鹽薪水の貯藏場を設け、沖合に漁ふも危険の虞なからしめ、乘組四人として同國見島に出漁し、果して收獲多し、之を[illegible]出漁の嚆矢とす、同十四年漁場の探撿を爲し、船幅を七尺とし船數十五艘となれり、文政六年、船幅を七尺二寸とし、二十五艘[illegible]て壹岐に出漁し、大利を得、且[illegible]を極めて歸る、翌年[illegible]出漁し好結果を得、[illegible]て永年出漁の方針を確定せり、是より漁民の壯健なるもの悉く壹岐海に出漁することゝなり、隨て船數年々增加せり、文政九年壹岐海の外、筑前大島、肥前平戶沖合に出漁し、其翌年漁區を對州近海に擴むるに至り、天保元年には三十五艘となり、内一艘は暴風の爲め朝鮮國[illegible]近海に漂流し、此に[illegible]延繩の試漁を爲し大漁あり、歸航の途他の二艘に會遇し、相共に朝鮮沿海に密航して大利を得、爾來三十五艘相携へて朝鮮海に出漁し、專ら鯛漁を爲せり、安政二年に至り漁船四十五艘に增加し、鯛延繩の枝繩に針金を用ゐることを考案し、好成績あり、萬延元年檣を大小二本と爲し便宜之を用ふることゝし、船幅を八尺に改めたり、明治元年に至り從來使用せる二本の檣にては尚も暴風の際不便の虞あるを以て、別に一の檣を備ふることゝし、出漁船五十艘となり、明治五年周圍及舳部に甲板を付し、以て波濤の浸入を防ぎ、從來快速[illegible]走、漁場は北は朝鮮國江原、慶尚兩道の沖合、南は全[illegible]州島沖合より黑島近海等に來往し、而も漁場益々多きを見て漁船は益々堅牢を要するを以て、同十四年船幅を八尺五寸、長三丈五尺、胴部の大甲板を二重張とし、船材を精撰し、又帆を布帆に改め操縱を自在にし[illegible]間の底に餌魚の活間を設け、[illegible]合の規約を結び、同心協力して遠洋に出漁す、[illegible]年、官[illegible]村[illegible]たるべしとて、之を官賞せられたり。

萩(ハギ)

今萩町、人口一万八千、山口の北七里、阿武川の水其三面を繞り、北は海に[illegible]む、[illegible]後の萩城にして、長防二州の治府なりき、[illegible]あり、今郡役所を置く。

八江名所云、萩は阿武川椿木郷にあり、[illegible]の[illegible]まで[illegible]の地を古は島ともいひて、今川島(カハシマ)といふも、此號の殘りたるなり、近く天正永祿の比よりは名定まりたりとみえて、[illegible]、大内[illegible]よりありし[illegible]等の内に、[illegible]にて一丁云々とあり、[illegible]吉見元頼、[illegible]には、[illegible]るしたり、(長門金鏡に云、[illegible]所を萩といふことは、今の古萩の西に人家あり、田町通り東南はすべて水溜にして、田圃等も少く東北の方を萩村といふ、[illegible]名を[illegible]得ず、其に古萩といふ名これなり云々)[illegible]には[illegible]田の[illegible]、後には牛舗の庄とも書けり、按ふに古へは道の數も少くして、里の名をいふべきほどの地にてはなかりし、又方[illegible]に當島の萩といふは、もと川島より出たる名にて、當の字は當國當郡なるの意なり、[illegible]萩といふへきを、當島の萩と字をおきそへたるなるべし、いまたゝ省きて當島といひしは、[illegible]名なりけり(…[illegible]元[illegible])云、長門國阿武郡[illegible]川[illegible]村、[illegible]南[illegible]江、[illegible]之傳[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]月[illegible]北、[illegible]、[illegible]寺、[illegible]南、[illegible]社、禁不詳。

(川島)

南明寺(ナンミヤウ)の堂宇は、俗に竹田番匠の修造と傳へ、[illegible]に於て最古寺なり、大内[illegible]札を藏め、又[illegible]永の比の手習[illegible]に、南明寺の[illegible]と云ひ、今に在り、

[illegible]寺(リウザウ)は中津江(ナカツエ)に在り、[illegible]宗の[illegible]、本尊大日如來にして、昔は[illegible]なりしと云ふ、近[illegible]、[illegible]に[illegible]す、天[illegible]

(中津江)

院は初め櫻江に在り、寛永年間、草創、天樹公（毛利[illegible]元）の菩提所とす、寛[illegible]五年城傳に大下馬へ徙遷せられき。〔八江名所〕

春日神社　[illegible]内大馬場に在り、萩市中の鎮守とす、文明十一年、三和[illegible]山田[illegible]の[illegible]名にて、春日[illegible]寺へ與へたる[illegible]田の證文に「牛數生見久新田云々」とあり、又社司吉屋氏の大般若經の奥書に、

「爲父母往生、兼爲現當圓滿、修治也

建久三年七月日　　入道　西證

抑此經者、從吉敷庄、奉寄渡當庄春日宮、安置

勸進入道勝西沙彌」

と見ゆ、中津江の與牧權現社、これ又古への牛數生の産土神と傳へ、建武二年、地頭[illegible]と署名せる證文なり。

常念寺　淨土宗也、不斷院と號す、[illegible]町[illegible]にてわたり口の角にあり、長州鎭西社一派の[illegible]とす、開山[illegible]信[illegible]上人、西[illegible]大和尚といふ、[illegible]寺は中古天文年間、古萩に在て[illegible]藤兵衞家貞といへる人の開基なり、慶長の初、天樹公御城地を[illegible]玉はんとて、此の地へ下向し玉ひける時、暫らく當寺に宿り玉ひて、[illegible]あらせ玉ふ、是に依りて、年々寺領三十石を寄附し玉ひ、[illegible]等いよ〳〵[illegible]を極めぬ、寺[illegible]は元京[illegible]寺の[illegible]門なりしを、賜はりて移し建つと云ひ、鴨居に獅子の彫刻あり。○清光寺は一向宗の[illegible]にして、天樹公夫人（清光院と號す）の[illegible]なりしを、[illegible]山口に[illegible]し、眞正寺門[illegible]高上人を寺[illegible]とす、元和年中、萩城下に移さる。

（濱崎）

濱崎は松本大川の末をいふ、萩市中への[illegible]に[illegible]して、出入の船日毎に[illegible]へる所なり、すへて濱崎町は、問屋[illegible]米屋材木屋、其外諸國買舟、諸[illegible]等の問屋の住居する所なり、官家の船倉あり、又日々魚市場を開く。〔八江名所〕

萩城址　萩町の西北にして海岸に在り、指月山に倚り、阿武川を控え、[illegible]を[illegible]したり、然れども其[illegible]ならざりしと云ふて毛利氏此に[illegible]る二百六十年、文久三年、治所を山口に遷て、萩城[illegible]、[illegible]す、明治維新、[illegible]、[illegible]又山口に置かれ、[illegible]し、御山は依然と立するのみ、御山は即指月山なり。

（指月山）

八江名所云、慶長年間（九年、[illegible]）指月山（今城山をいふ）の[illegible]、御城を[illegible]かせ玉ひしより、[illegible]玉江、[illegible]、北[illegible]を[illegible]る）其方は東南二川[illegible]て、西大にして、今は七里[illegible]四方を[illegible]と稱す、東手[illegible]川[illegible]、西西北[illegible]海に連なれる地にて、魚[illegible]の[illegible]乏しからぬ御城下とはなれり、[illegible]中[illegible]の[illegible]宅は、[illegible]として[illegible]をならべ[illegible]市[illegible]の家屋は[illegible]として[illegible]、實に自からなる金城といふへし、往古北條上野前司直元居城と云ひ、此[illegible]を[illegible]せし人とはみえて、大井村、[illegible]記にも、[illegible]名[illegible]、（[illegible]定之[illegible]云、萩津[illegible]の名は川島の[illegible]月山[illegible]寺に、[illegible]比[illegible]大内[illegible]に見ゆ、此寺は永享年中、[illegible]山[illegible]にぞ[illegible]しぞ、慶長九年四月、[illegible]元公山口より萩へ來り、六月[illegible]にて、十一月廿八日入[illegible]、其打入の年は常[illegible]寺に[illegible]せられ、其寺は今の濱[illegible]、[illegible]す、[illegible]まで[illegible]に、國守と云もの[illegible]、[illegible]以來[illegible]者[illegible]て、[illegible]、此の[illegible]を作り[illegible]にしたり、[illegible]子[illegible]て、[illegible]國守は[illegible]に[illegible]、何て[illegible]の前と云ふ女官[illegible]に下されたりとて、[illegible]に[illegible]る、[illegible]に、一代[illegible]、[illegible]十五年[illegible]位の[illegible]國土地神は、今[illegible]、[illegible]地にありと云ふ、[illegible]なるべし、毛利家の封邑は、表高[illegible]三十六萬九千石とす、一書に古[illegible]二十九萬石、寛永年中、[illegible]田五十八萬石（一說七十八萬石）を得たりと云ふ。○萩は慶應元年、[illegible]分裂の際、[illegible]に[illegible]、[illegible]にはびしも、其[illegible]甚きに至らずして止み、遂に東軍を[illegible]に[illegible]て、[illegible]を[illegible]、明治九年十月、前參議前原一誠、時政に不滿を[illegible]なり、其[illegible]三百餘人を[illegible]中の明倫館に會し、舉兵を謀る、廿一日檄を遠近に傳へ、上京斬姦を說く、三十日、山口縣令[illegible]口[illegible]吉、歩兵二中隊を以て萩に[illegible]る、匪徒[illegible]、翌日市街火起る、一誠十數士と北走、須佐に[illegible]る、餘[illegible]信[illegible]城に據る、[illegible]間の二[illegible]に入り、官軍前後之を攻む、十二月六日、[illegible]連[illegible]、明倫館を焚く、[illegible]匪[illegible]す、明倫館は[illegible]の學校なり、其講堂を廢棄と云ふ、元[illegible]年中の[illegible]に係る。

洞春寺址　八江名所云、正宗山洞春寺は、臨濟宗[illegible]仁派に屬し、本尊[illegible]音を安置す、はじめ藝州高田郡吉田[illegible]山の[illegible]にありて、[illegible]山洞春寺といふ（今も[illegible]石等あり）[illegible]御[illegible]の時、十日市と云所に遷す、御打入以降、周防國山口邑香積寺は古刹なりとて、その伽藍をそり用ひて、其地へ御引移しなり、[illegible]寺[illegible]王[illegible]しとぞ（[illegible]の[illegible]は、今山口[illegible]寺に存す、又二王門の二王の面とて、中津江龍藏寺に收藏す、その像は百濟國[illegible]作といふ）後[illegible]慶長八年、常[illegible]へ[illegible]せり、中[illegible]山[illegible]寺に仕[illegible]し、萬年と號し、朝鮮陣の時、書記の役人たりしと、寺中[illegible]神社あり、[illegible]江家の[illegible]にて、中興烈祖を[illegible]祀す、寛[illegible]十二年[illegible]、天保元年正一位[illegible]大明神の號を[illegible]せらる、此寺に[illegible]寺[illegible]內[illegible]弘、[illegible]に[illegible]山[illegible]、又[illegible]西[illegible]に[illegible]春公[illegible]の[illegible]像を置く）へ近年[illegible]寺は山口へ移し萬年を改む。

宮崎八幡宮　寛永十三年、藝州吉田より移し來り、[illegible]を[illegible]して、[illegible]寺を其側に建つ、此八幡は毛利家の氏

神にして、其初め相州宮崎庄毛利村より移しゝ者とぞ、當寺鐘銘には「防州山口興隆寺洪鐘一本之事、大日那大江[illegible]元朝臣、天正六年十一月日」云々とあり

松本（マツモト）

今椿郷東分村と云ふ、萩市街の東にして、阿武川の支流を隔て、此支流を松本川と名づく。安政中、藩の儒生吉田矩方(通稱寅次郎)松本村護國山下に塾舍を營み、子弟と共に研磨す、號して松下村塾と云ふ、其罪を幕府に獲て東行するにあたり、肖像を畫かしめ、其上に題して云ふ、

三分出盧兮、諸葛已矣夫、一身入洛兮、賈彪安在哉、心師貫高兮、而無素立名、志仰魯連兮、遂乏釋難才、讀書無功兮、樸學三十年、滅賊失計兮、猛氣廿一回、人譏狂頑兮、鄉黨衆不容、身許國家兮、生死吾奚疑、至誠不動兮、自古未之有、古人難及兮、聖賢敢追陪、

東光寺（トウクワウ）

松本の町の丘下に在り、護國山と號す、黄檗禪宗元祿四年、毛利家の創營なり、然れども廢寺都松谷村の東行寺の舊號を襲ぎたる者にして、本尊藥師如來は、松谷より移したり、堂宇壯巨。

八江名所云、松本に唐人山（タウジン）あり、昔天樹公朝鮮御征伐のさき、かの國の陶工李勺光といへる見知の者、御凱陣の時御供に具せられて、御打入ありて後かの試(今竹岡屋の上をいふ唐人山是なり)の麓に地を玉ひて、第舍をしつらひ、埴土を造らせ、茶碗を御細工人として御扶持を賜はり、則李光を山道作之丞(今深川坂わんやの初めなり)と號しシャムクワン坂本高麗左衛門と改名させ玉ふ(八中の倉崎屋)夫より以降御國産の一色となりて、尤佳品の名を得たり、さて彼の嶽を唐人山といひ傳へたるは、外國の人當所に住居せしよりの名なり、因に曰ふ大津郡深川村、または阿武郡須佐村などにもかやうの燒ものを造り出せり、是を深川と號するよし、是は高麗川の[illegible]なるにや、出所詳ならず。(萩藩閥閲錄云、文祿征韓の役、朝鮮李敬、毛利氏に隨從し投化、松本に居る、高麗茶碗を製す、之を萩燒の創始とす、李敬改名高麗左衛門と云ふ。

(唐人山)

鶴江（ツルエ）

松本の北なる、瀕海の地を云ふ。(八江名所云、船津より川を隔て向ふ、小畑までをば鶴江の臺といふ、又西の鼻浪打きはに、燈籠を建て、漁舟目印、風雨暗夜、舟人の目達となせり、當所は所謂八江浦城八勝の一にして、遊行上人四國遊化のみぎり、當時にてよめる、

代々をへてかはらぬ物は友鶴の入江の松を契りてぞ住む。　其阿

鶴江臺の邊は、歌名所の借島（カリ）なりと傳ふ、或曰く松本河原より千本松の邊を、今雁島（ガンシマ）と呼ふは、即借島を訛りたる也と、

長門守巨曾倍對馬朝臣、秋八月、宴右大臣橘家歌

長門なる沖の借島おくまへて吾念ふ君は千歲にもかも。(万葉)

鶴江臺と長壽山の間を、姥倉といふ、近年御城下度度の洪水にて、諸士屋敷、町家民屋共、水押し入り、田畠損害多くして、上下困難せるを歎かせられ、此所を堀割り、水路を設き、舟揖の便利を開かせらる、嘉永六年の春工を始め安政二年の夏落成せり、總長四百拾九間幅十五間、役夫大凡そ三十壹万人、船役二万六千餘艘、日數九百餘日を費せり。

(雁島)

小畑（オバタ）

松本鶴江の東に接する海村なり、今椿郷東分に屬す。八江名所云、小畑浦は埴田（ハニ）といへり、後に改めて小畑とす、名産の瓜は味ひ尤美にして上品とす、又當地は土の性よき所にして、埴田といへるも是より出たるなり、いにしへより陶器を造り出し、今猶製造家多し、その山を天長山と號し、世俗には茶碗山（チヤワンヤマ）といふ、延喜式に「年料雜器、長門國茶碗廿口、徑各五寸」とあり。

(埴田)(茶碗山)

長門の國小畑浦といふみなとへ、唐船のつきてあるよしを、國人のうち語りければ、さらば見物せんとて、はるかに舟よせて、しばしとゞめて、

われもまた浦傳ひして漕とめぬ[illegible]よりしみなとに(細川幽齋筑紫紀行)

延喜式、參差、埴田、阿武とある是なり、埴字を凛に作るは、例の誤りなるべし。

越濱（コシガハマ）

小畑浦の北西なる笠山（カサ）と云ふ半島の邊を云ふ、今椿郷東分村に屬す、山[illegible]佳なり、越が濱の東南は鶴江崎と云ひ、萩北山の名を稱せらる、山陰道之にかゝれり、市街を去る一里半。

住吉郷（スミヨシ）

和名抄、阿武郡住吉郷、訓須美與之。(今詳ならず、椿郷東分村并に大井村、福井村(今福川と改む)等にあらずや、椿木郷と阿武郷の間にあたる。

萩灣（ハギ）

萩市街の北にして、指月山を南角とし、越濱の笠山を北角とし、東方に灣入す、灣首に小畑浦、鶴江臺等あり、鶴江の西を小船來泊の所とし、松本川之に注入す、西北の一面に島嶼なし。(萩灣は古名早津（ハヤツ）浦、又阿胡（アコ）の海と云ふ、[illegible]紀行に小畑浦と瀬戸崎の間に、

「あこの浦、波の高くきこえければ

小皷のさほに調や合すらん打音高しあこの浦波」

と詠せ、又歌を萩邊の文句に「阿胡の海縹々と、岸打浪や音樂寺」とつゞけたり、音樂寺鶴江にあり、(八江名所)万葉にも長門の浦、阿胡の海の詠あり、此歌。

嶋女等が、珠鬘に似たる、綵錦なす、長門之浦に、朝なぎに、滿來る潮の、夕なぎに、依來る浪の、彼潮の、いや益々に、彼浪の、いや敷々に、吾妹子に、戀つゝ來れば、阿胡の海の、荒磯の上に、濱菜採る、海部處女等が、纓有、領巾は光耀、手に卷ろ、玉もゆらに、白栲の、袖振る見えつ、相思ふらし。

(阿胡海)

大井（オホヰ）　今大井村と云ふ、越が濱の北東一里、海崖に居り、紫福川東より來り、此に於て朝宗す。大井の北、奈古に至る沙濱をば、相傳へて阿武松原と云ふ。

長門國阿武郡大井郷、地頭代官職事、所奉預也、任先例、可被知行之、無指緩怠之儀者、不可有改變之狀、如件

貞和五年六月廿日　大内弘世判

七重別當御房（南山巡狩錄）

六島（ムツ）　萩港の北に散在する島嶼の總名にして、今六島村と云ふ、大島最大なり、大井村の西北二海里、方半里許、其西北に櫃島（ヒツ）あり、其西に尾島あり、尾島の西に相島（アヒ）あり・相島は面積大島に亞く、大島の西南、越ヶ濱に近く肥島（ヒ）羽島（ハシマ）の二あり、以上六所、各民家あり、都合人口一千六百。

大原郷（オホハラ）　和名抄、阿武郡大原郷、[illegible]今不詳、疑はくは川上村、明木村、佐々並村等、萩の南なる山中を云ふごとし、山谷の間に、不毛の曠野多し。

明木（アキラギ）　今明木村と云ふ、萩の南二里、（釿坂を隔つ）明木より佐々並を經て、山口に出づるを直路とし、西南[illegible]山を踰え、太田に出づるは、赤間關に向ふ支路とす。

佐々並（サヽナミ）　明木の南二里、山口一之坂の北一里半、今佐々並村と云ふ、山中なり、溪流は東北流し、長者原を經由し、川上村に至り、阿武川に入る。

征西[illegible]記云、五月下旬、山口縣下に又不逞の小亂起る、卅日の夜半、萩及須佐の士族火を萩の警察署に放ち、進て山口縣廳を襲はんとす、其渠魁萩の士族にて、町田梅之進と云へり、是に於て縣廳より巡査を派出し鎭壓に從事せしめ又馬關に屯在したる別働遊擊第二中隊を、海路より送發し山口に赴かしめ、又萩小銃製造所の小銃を收む、其兵未た達せず、卅一日、梅之進進て明木に入り放火、遂に佐々並驛に據る、衆凡二百人許、六月一日、林檢事は巡査四十人を率て佐々並を襲擊す、賊數十人支ふる能はず壘を棄て走る、巡査佐々並に入り、新古兩道を守る、巡査廿五人先つ進み古戰場村の岐路に拒り、一升谷の要所を占めて之を守る、賊其衆を擧け來り逼る、梅之進刀を提け猝突して呼て曰く、我姓名を知らざるやと、一巡査十歩の間に於て、短銃以て之を狙擊し、其右顴を洞して之を殪す、衆乃ち四散す。

篠目（シノメ）　佐々並の東にあたり、山口より本郷地福（チフク）徳佐を經て、石州津和野に通ずる山路なり、今生雲東分と相併せ、篠生（シノフ）村と改稱す。

生雲（イクモ）　今生雲村と云ふ、篠目の北にして、萩より地福德佐に至る通路にあたり、本郡の中央にあたる、大内家壁書に「從山口行程日數、阿武郡生雲一日」とあり生雲の北に吉部高佐等の村落あり、

夜投生雲　久政　[illegible]

[illegible]草[illegible]吹涼、月影消〻[illegible]入墻、[illegible]森夜將半、隔林山犬一聲長、

藏目木（ザウメキ）　生雲の大字にして、銅山あり、銅を出し、萩を去る五里、今立平[illegible]數所の間坑を見るも、年額十餘斤に過ぎず、延喜式に、「凡諸國年料、銅鉛者、長門國銅二千五百斤、鉛千五百斤、每年採送、又大津阿武兩郡浮浪人調、充採銅鉛料」とあり、又之より先、續紀に文武天皇二年に長門國より金青緑青を獻したること見ゆ、是等古代採取の銅山は何處にや、尚考ふへし。

得佐（トクサ）　今德佐村と云ふ、亂山重疊の中に在り、萩の東十里、石州津和野と一嶺を隔て、相去る二里餘、德佐嶺は標高一千米突。

（地福）

○地福（チフク）は德佐の西南にして、篠目山口に通路あり、（山口より德佐まて十里）大内家壁書に「從山口行程日數、阿武郡德作地福一日」とあり。

嘉年（カネ）　德佐の北二里を嘉年村とす、阿武川の水源なり、嘉年とは金鋼の義にして、[illegible]山東。

神祇志料云、三代實錄「仁和二年、長門國宮城神授位」今阿武郡嘉年堂免村、三明原（ミアキハラ）に三明神あり、三明は宮城に同しかるへし。○大内氏實錄云、天文廿二年十一月、陶の兵阿武郡へ入り、吉見勢と池田峠野坂等に戰ふ、廿三年三月吉見の支城嘉年城を拔く、四月、津和野の喜汁口下瀨口に戰ふ、大内義長出て、渡川に陣し、晴賢德佐に陣し、津和野を力攻す（古文書）

高佐（タカサ）　今片俣（カタマタ）と合同して、高俣と改む、嘉年の西にして吉部村に隣接す。

大内氏實錄云、天文二十二年十月、吉見正頼兵を率ゐて大内義長を討つ、阿武郡、町野隆風、吉見の兵と高佐原に戰ふ、已にして援兵至り、正頼和を乞ふ、弘治二年三月、正頼又兵を擧け、嘉年城を復し、渡川に出んと謀る、隆風正頼に[illegible]す、義長の兵と吉部郷に會戰す（古文書）

紫福（シフキ）　高佐の西にあたり、奈古の東なる山村なり、紫福川は福田村（今宇生賀（ウフカ）と併せ福賀と改む）に發源し、西流大井に至り、海に入る、長凡六里、大内家壁書に「從山口行程日數、阿武郡福田二日」と載す。

（福田）

○大内氏實錄云、天文廿二年十月文書、義長の花押ありて「石見國鹿足郡仁万郷百貳拾石足、同吉賀郡宇野郷内參拾石足、同郡宮野庄内拾五石足、長門國阿武郡生雲郷内參拾石足、同郡福田郷内拾五石足、小川郷内五拾石足、豐前國京都郡久保庄内百貳拾石足、同國上毛郡市丸村百貳拾石足等事、任當知行之由申請之旨、野田兵部少輔隆德領掌、不可有相違之狀如件」と

阿武郷（アム）　和名抄、阿武郡阿武郷。○今奈古村、紫福村等なるべし、大井の北、奈古の濱を阿武松原と云ふ、阿武松原は歌名所に逢松原とよむ。

はかなしや心つくしに年を經ていつとも知らぬあふの松原、(千載)　經房

奈古

阿武驛は、延喜式に載せ、埴田と須佐の間なり。

今奈古村、萩の北三里、西は大海に臨み、六島碁布す、岸岸高下參差として、岩礁波間に亂立す。

遠近のあひ島見しま行かへりかもめ妻よぶ浪のゆふぐれ、　田中　芳樹

宅佐郷

(宇田郷)

和名抄、阿武郡宅佐郷。○今詳ならず、松江本延喜式に、阿武小川の二驛の間に宅佐あるを考證す、卽奈古と須佐の間なる宇田郷村の邊を指せるや明なり、一說宅佐は後の丸作なるへしと云へど、路程あはず。

神戸郷

和名抄、阿武郡神戸郷。○今詳ならず、須佐にあらずや、須佐は出雲大神の名號なれば、其神戸にて、後に至るも須佐の名遺れるに似たり。(奈古の東北五里許を須佐とす)

須佐

水路志云、須佐港は灣入約一海里、北西に面す、港内四小澳あり、其北側にある大樽浦及溫浦の二澳は、よく風波を避け小舶の好避泊地となすを得べし、其南側にある須佐(?)・弁天内は、水淺く且風浪に堪へず、須佐村は港の南東隅にあり、人口約五千。○明治九年十一月、前原一誠萩に敗るゝや、須佐に退き、其股肱數人と舟に乘し海洋に泛ひ、東上の路を求めて果さず、雲州宇龍浦に於て捕獲せらる。

高山岬

須佐の北なる岬角にして、山陰道は其山南を踰えて、江崎に通す。水路志云、高山岬は川尻御埼(大津郡)の東微北三十四海里にあり、顯著の高岬にして、其高一七三〇呎、近隣の地低きが故に、最識別し易し、該岬北東面の斜坡に、第二の山峰あり、高一五〇〇呎、此二山を西方より望むときは、全く一圓錐の如く見ゆ、岬の前面に礁脈あり、又數岩嶼あり、總稱して七ツ島と曰ふ、七ツ島と陸岸の間は、其幅五鏈強にして水深きを以て、地方漁船は此間を通過するものあり。

江崎

今田万と相合せ、田万崎村と改む、高山岬の東、山陰道の驛路にあたり、佛坂を以て石州小野村に堺す。○水路志云、江崎港は高山岬の東側にあり、其港口は北方に開き、幅一鏈半餘にして、港内狹隘なりといへども、よく四方の風を拒ぎ、水深三四尋、泥底にして錨搯を善し、然れども小艦の泊地に過ぎず、港首に江崎村あり。

(借島)

一書に、江崎の沖に加禮島あり、万葉に見ゆる借島は此歟と云ひ、細川玄旨法印の筑紫紀行を引く、(雁島を參考)「さかくして、長門の國にいたり、磯のうへ島々を見わたして行に、かりしまといふところあるときく、たれも世の無常なるとをおもひ出て、

皆人の命ながさと賴めども世は借島の浪のうたかた」

多萬郷

和名抄、阿武郡多萬郷。○今田万村存す、江崎に併せ田万崎と改む、其南なる小川彌富の二村も、郷域内なるべし。

小川

今田万崎の南に、小川村の名存す、大内家壁書に小川二日路半と云ふもの是なり。又延喜式、山陰道の終驛を小川とす、往時宅佐より小川に出て、石州に踰え、近世の海濱を過ぐるものと小異あり。

彌富

田万川の水源なる山中とす。大内氏實錄云、長門の與禪寺は、大内三郞師弘の菩提所にして、彌富村にあり、彌高山と號し、永享七年鑄造の洪鐘を遺す、此寺今須佐村に移し大薀寺と云ふ歟、彌富村は師弘緣故の地なるべし。

見島

高山岬の西微北二十海里(萩の北微西)なる海島なり、人口二千、今見島村と云ふ、此島近世見島郡と稱し、一郡の數にあてられ、和名抄亦誤りて郡名に竄入する一本あり、明治二十九年廢して阿武へ入る。水路志云、見島は川尻御埼の北北東廿一海里、其周回八海里、村落は其北東側と南側とにあり、人口約千三百餘

(見島郡)

西岸及南岸は多岩なれども、島周は大槪礁瀬なり、和船は稀に避泊する事あれども、波濤あるとき[illegible]、見島の近傍は潮流強く、常に東方に流る、其北岸に[illegible]甚しく、其速力時として二節半に達す。

地學雜志云、見島の高峰を幾貝木と云ふ、標高九十五間全島玄武岩より成り、河流なきを以て、土壤の風化少し大略埴土を雜伝す、(全反別六百六十町、水田一百七十町、畑二百五十町、宅地十一町)島民大半は農業に從し、[illegible]舟は二十餘艘あるのみ、東北岸の宇津港の潮汐は、四[illegible]五分の石灰、三割七分の炭酸を含有す、故に海藻類は燐肥等と混和して肥料とすべし、島中の一大資源也。

國郡考云、正保國圖には大津郡の内見島とあり、和名抄拾芥抄の刊本に、誤て見島郡を加へしより、[illegible]年之を擧きて見島郡を置きたり、(今按に和名抄古本には見を加ふるあり、又之を載せざるもあり、高山寺本には之なし、蓋拾芥抄に之を以て一郡と爲ししより、和名抄の[illegible]行者亦以て脱失と爲して、補ひしなるべし、延喜式には固より之なし)郡郷考云、延喜主計式、大津阿武二郡の[illegible]る西郡を、見島のことにやといへる人もあれど、こは南の字の誤なれば、恐くは見島郡はなき也、和名抄には後に加へたるなり、今も見島とて一郡にはあれど、阿武へ屬したり、むかしは大津に屬したりといへり、海上十八里許も北なり、萬葉に長門なるかりしまあるはこれ也。○大内家壁書「寬正三年八月晦日文書、貞永式目之旨にまかせ、流刑に一定せしめ罪者、早件之兩人を長門國見島に可追遣之狀、如件」また海東諸國記に「自號己丑年來朝、書稱長門州三島尉伊賀羅駿河守藤原貝貞、以宗貞國接待」とあるも、此島の事たるべし。

長門海上雜目　相莊

東風和海大魚躍、西日無光陣鴉引、眼看鋸嶺一片雲、須臾去作鶴林雨、

南海道

南海道（ナンカイ） 畿内の南にして、海洋に瀕れる諸州を曰ふ、天武帝の朝に巡察使の發遣あり、南海道の稱初て見る、文武帝の朝に及び、七道の制定あり、南海道は、紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、六州を管し、永く變更せず、之より先、仲哀紀、南國の名見ゆ。上古には美奈美乃久爾と唱へしならん、氣候温暖にして帥木茂り、煙波浩渺として、風土特異なり、熊野浦、淡路島、磤馭盧島等、神代の舊事を傳說す。中世紀淡の間に際し、海賊蜂起り、島嶼港灣の形勢を利して、占據久しく拔き難かりき、其餘俗は沿習して天正中に至れりと云ふ。

仲哀紀云、天皇還狩南國、於是從皇后及百寮、而從駕二三卿大夫、及官人數百、而輕行之、至紀伊國、而居于德勒津宮（トコロノツ）、當是時熊襲叛之、不朝貢、於是將討熊襲國、則自德勒津發之、浮海而幸于穴門。天武紀云、十四年九月、直廣參路眞人迹見、爲南海使者、巡察國司郡司及百姓之消息、文武紀云、大寶三年正月、遣小野朝臣馬養于南海道、巡省政績、申理冤枉。

延喜式云、南海道、紀伊淡路、右爲近國、阿波讃岐、右爲中國、伊豫土佐、右爲遠國。

送竹室老人、歷拜四國諸名寺、　茶山

家山花鳥滿將酣、忽訪蠻區抗海南、到處詩成呈佛去、春風七十五名藍。（四國靈山、本八十八所、今除神祠、不入數云）

四國（シコク）　（伊豫二名島）

南海道の主部にして、阿波、讃岐、伊豫、土佐の四國、一洲を成すを云ふ。上古には伊豫之二名島（イヨノフタナ）の稱あり、蓋伊豫を以て四國を兼攝せる也、天武紀に伊豫總領が四國を兼管せるは、其遺風のみ。（四國、面積一千百五十餘方里、外に屬嶼あり）

神代紀云、二尊降居磤馭盧島、先以淡路洲爲胞、乃生大日本豐秋津洲、次生伊豫二名洲（イヨノフタナ）、一書曰伊豫洲。○古事記云、二神御合生子、淡道之穗之狹別島（ホノサワケ）、次生伊豫之二名島（フタナ）、此島者身一而有面四、毎面有名、故伊豫國謂愛比賣（エヒメ）、讃岐國謂飯依比古（イヒヨリヒコ）、粟國謂大宜都比賣（オホゲツヒメ）、土左國謂建依別（タケヨリワケ）。○古事記傳云、二名島とは四國を總たる名なり、本より大名なるべし、此名の義は借字にて、二並（フタナミ）なり、女男二國の並へるを二並と云ふ、此島東より見れば、飯依比古と大宜都比賣と二並なり、西より見れば、愛比賣と建依別と二並也、北より見るも南より見るも同じ、故に男女の名を負せて二並島と云ならん歟。（按に豫章記に、上古日本三十三國なり、其時愛は二名島とて、伊豫土佐二島國なり云々とあるは、妄說なるべし）○莊園考云、淡路之穗之狹別、愛比賣など云るは、景行帝の諸國に封し給へる別王と云ふが如き言義に同しければ、國土生產とは御子たちをして、國々を分け治めしめ玉ひしものと知べし、神世のわざなれば、實に測り難く、なほ謹みて定かには言はざれども、島を生給へるにはあらで、神を生給へるなりとの義なるが、之を推ひろめて云はゞ、其神やがて其國々を分けて治め給ひしものなる事、亦明けし。○持統紀云、三年八月、詔伊豫總領田中朝臣法麿等曰、讃吉國御城郡所獲白燕、宜放養焉。（國郡沿革考云、天武紀に周芳總領、文武紀に竺志總領（筑紫大宰に同し）吉備總領、常陸風土記に坂東總領など見ゆ、伊豫總領も其類なり。

阿波國

阿波國（アハ）　（阿州）（粟國）

四國の東南を占め、東南二面は海、西は伊豫土佐、北は讃岐に至る。東西凡二十里、南北十二里より十數里、廣狹不齊也、面積二百六十餘方里、地勢南北の二部に分る、北部は吉野川の中游下游にして、上郡（カミ）（美馬三好）下郡（シモ）是なり、近年沿河に鐵道を布設す。（北郡の俗稱あり）南部は那賀（ナカ）川左右の海山にして、南方又海部（カイフ）と稱すべし。縣廳は德島市に在り、今十郡一市、七十万口を管治す。（阿波は修して阿州（アシュ）と云ふ）

本州は古事記に「粟國（アハ）謂大宜都比賣（オホゲツヒメ）」とあり、宜は食（ケ）なり、粟穀の生產より其名起れるならんと曰へり、神代紀に「忌部（イムベ）遠祖天日鷲（アマノヒワシ）命、所作木綿（ユフ）」また古語拾遺「天富命率天日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國、殖穀麻種」など見ゆ、忌部の部民の吉野川流域の沃土を潤さけるを知る。國造本紀云、粟國造「輕島豐明（應神）御世、高皇產靈尊九世孫、千波足尼、定賜」と、此國造家は板野名方阿波三郡に繁衍せる粟凡直の一類なるべし。（板野郡を參考）又景行紀に、皇子豐門別命は粟直の祖と注し、成務紀に日本武尊の子息長田別命（オキナガタワケ）は阿波君の祖と注す。（豐門別は延喜式に天石門神と云ふに當り、息長田別命の裔は白鳥神を名西郡に祭りたりと思はる、一宮參看）又本州の南部は、別に長國（ナガ）の一境を爲せしに似たり。（長國を參看すべし）蓋其山野溪澗に忌部の民の繁殖し、その外海濱の地には海部（アマベ）の一族栖止したり、德島に海神豐玉姫の祠あるが如き、其以て徵すべし。王朝の盛代に當り、踐祚大嘗の禮には、本州の土產海物、那賀麻殖の二郡より貢進し

たり、亦忌部海部の二大部民の古俗を觀るべし。○壽永の頃、平族に擁せられて海上に播遷したまふ時、州豪田口成能其招きに應じて兵船を出し、州守に補せらる、後降りて鎌倉に降附す、鎌倉府、佐々木經高を以て守護と爲し、正治二年、小笠原長經之に代る(一說長經の父長清を初代とす)東鑑云、佐々木三郎經高、守護阿波土佐、建久元年譜文曰、經高任阿波國使、件男可補給、又正治二年、經高守護職被召放。○南北の兵亂に細川和氏、子賴春等、足利尊氏の爲めに四國を經略し、遂に其霸業を成さしめたり、賴春本州に城き、阿波屋形の祖たり、子孫相襲ぎ持隆に至る、天文中、三好氏(小笠原の裔)取りて之に代る、天正六年、長曾我部元親來り侵し亦其奪ふ所と爲る、十三年、豐臣氏南征、元親を削り蜂須賀家政に全州を封ず、蜂須賀氏徳島を府城と爲し、王政革新に至る。

國郡制定の時、本國は板野、名方、阿波、麻殖、美馬の五郡に分れ、長國は勝浦、那賀の二郡に分る、後美馬より三好を割き、又那賀より海部を割かる、延喜式九郡、名方を東西に分てども、海部(カイフ)の名未だ載せず。○阿波志云、阿波國東對紀淡、陽以積水、南瀕南海、浦灣連遞、西連土豫、北限讚境、斷長崗、甘果而遙。又云、寬文十年五万戶、二十四万八千口、寬政十二年、八万六百戶、三十五万二千口、元和三年、十八万七千石、元祿十三年、十九万四千石。○東大寺文書、阿波國戶籍計帳斷片は其紙背に天平十九年の寫經紙目狀あるを見れば、天平中の計帳とす、

郡合今年計帳、新青定、見戶伍仟陸拾捌、

是は阿波總國の數なるべし、一戶の人口は往時二三十口乃至四五十口にも上れば、平均三十口とすれば、十五万許の人口と爲る、古今の人口比較を見る一徵とすべし。○阿波は近世藍の製造盛大にして、阿波藍(アハアヰ)の名を專にす。

阿波名勝記云、國產藍は是れ周禮地官掌る所の染草是なり、本是播磨の方物なり、寶永年間、或人其種を得我に傳ふ、試に植うれば地性相應の故を以て、蕃息宜きを得たり、且其色純青、布帛を染得て、而も常を經て變せず、人以て奇となす、是を以て商賈家に於ては、則ち國產の最たるを以て、抽税を減課し、內帑の半を償ふ、公廨を置き、刑制を設置し、偽し濫商姦濫することあらば、則ち重內の誅を加ふ、故に販賣場に於ては、德島の問屋商に大阪七軒の外堅く禁止す、自餘戒禁の密なる、總述に遑あらざるなり。○產業事蹟云、方今薩摩琉球等耕種の藍は、山藍なり、阿波は然らず、蓼藍なり、此藍種は之を播州飾東地方より移植し、謂ゆる出藍の名譽を阿州に揚げたり、此物阿州の富源なれば、蜂須賀氏の藩政の比、保護を加ふるの厚き、尋常農業の比に非ず、藍方役場を設け、奉行三名手代九名を置き、制藍法の犯則者を審按し、又藍商を檢束せんが爲め、大阪に於て七箇所の問屋を設け、此の問屋の外他に直賣することを許さず、又各地方に於ては賣場株ありて、區域を定め、藍賣買者等の弊なく、其の藍價を永く保續することを得たり、然るに維新の始め、舊法皆廢せらるゝの時に際し、藍方役場もまた廢せられたるを以て、此業の取締忽ち麁雜に歸し、大に不利を來せしものゝ如しと云ふ。

吉野(ヨシノ)川　四國第一の巨川なり、四國三郎と號す。土佐の北境石鎚(イシツチ)山の東南麓に發し、東流豐永村に至り漸く北折す、(水源より此に至る十八里)以て三好郡に入る六里、(此間に伊豫の銅山川を容る)池田に至り忽ち東折、下游板野名東二郡の間に至り、水脈數支に分る、其別宮(ベツク)川と云ふは小支を德島に向ふて分流し、別宮浦にて海に入る、中富川は北川(撫戶川)南川(長原川)及び撫養川等の數江に分れ、皆別宮と撫養の間に於て海に入る。凡舟筏は中游三好郡より之を泛べ、二十三四里程あり、岩津(上郡下郡の交界)以東は水勢殊に緩なり、此水其源を去る凡五十里にして朝海す。

近年の調査によれば、吉野川の漁獲年額一万圓に上る、四國第一の漁河とす、那賀川年額五千圓、勝浦川二千圓、餘は推して知るべし。

板野郡

板野(イタノ)郡　阿州の東北、吉野川北岸の一區なり。南は名東名西二郡に接し、西は阿波郡に連る、東北一面は海水を以て限る、即鳴門海峽とす、西北の一隅は讚州と相觸る、今一町二十村、人口十一万、郡衙を撫養に置く。

(板東郡)(板西郡)　(坂野郡)

阿波志云、此郡中世分れて板東(バントウ)板西(バンサイ)(又坂東坂西)の二郡となり、寬文四年甲辰、令あり複合して一郡となる、元祿中三万四千石、寬政中五万六千石、六万二千口。○按に源平盛衰記に、阿波國坂東西、又平家物語に、坂西の人近藤六と云ふ者あり、南海流浪記(仁治四年)に坂東郡大寺と錄し、三好家成立記、阿州將裔記などには坂東坂西井に見ゆ、今の板西村は其東郡の中なりし如し、而も古書には大抵坂(サカ)字を用ひ、板字なるは多からず。郡鄉考に古は坂野郡なるべし、當國那賀町にも坂野鄉あり、後世板字に誤りたるかと曰へり、和名抄には板野郡伊太乃と訓み、九鄉に分つ、延喜式にも板野郡につくる、其坂野郡とあるは續日本紀にして、

神護景雲元年三月、阿波國、板野、名方、阿波等三郡百姓言曰、己等姓、庚午年籍、被記凡直、唯籍者首實字、自此之後、評督(郡領)凡直麻呂等、披陳朝廷、改爲粟凡直姓已畢、天平寶字二年、編籍之日、追注凡費、

情所不安、於是改爲粟凡直、と載す、坂板兩字は描寫混じ易きことなれば、後人坂野を轉じて板野と爲すことゝなれるにや、尙補考する所あるべし。○阿波の凡直（オホシアタヒ）氏は、淡路の凡直氏と同く、延喜式大嘗會の由加物器料の貢上を掌れり、蓋忌部の民を押領して、朝廷に奉仕するが故に、粟凡直とは號しけん、卽國造の家筋とす。續紀、延曆二年、阿波國人、正六位上粟凡直豐穗、任國造、また三代實錄、貞觀四年、阿波國板野郡人、外從五位下行明法博士粟凡直鱒麿等十二人、賜姓粟凡宿禰とあり。

(北郡)

本州後世の俗語に北郡（キタゴホリ）と云ふは、勝浦那賀の南郡（ミナミ）に對せる名稱にて、名方板野など、吉野川下游の總名なりと知るべし。

鳴門（ナルト）

又鳴戶に作る、今鳴門海峽と稱す、阿波の東北部と淡路島西南部の、兩地相間の隘門なり。其西偏に島田島、高島、大毛（オホケ）島の三島あり、隘門を分ちて二條と爲す、東なるは大鳴門と稱す、謂ゆる鳴門海峽なり、西なるを小鳴門と稱す、撫養瀨戶、別名あり、今高島大毛山を合同して鳴門村と云ひ、島田島及小鳴門西岸の地を總べ、瀨戶村の號を立つ。

([illegible]門)

大鳴門（オホナルト）

大毛島の孫埼（マゴ）と、淡路島の鳴門埼（行者嶽の岬角）に在り、神代紀に粟門（アハノト）と云ふ者蓋此なり、曰、伊弉諾尊欲濯除其穢惡、乃往見粟門、及速吸名門、然此二門潮大急故還向於橘之小門。○阿波志云、大鳴門は阿淡の間に在り、其東岸より斗出するは淡路行者嶽なり、西孫埼を距ると二千四百步許、其間に石灘あり中瀨（ナカノセ）と稱す、暗礁數百步、波濤激すれば盤渦旋轉す、大なるは徑數十步あり、行舟之を畏る、颶風の將に起らむとするや、海水怒鬪し四方に聞ゆ、潮汎去れば則ち漁艇來集す、島二つあり、西なるを裸島と稱す、勢圓にして小なり、東なるを飛島

(中瀨)

と稱す、險絕にして陟る可らず、裸島の南は礁石平敷十餘丈、呼んで千疊舖といふ、西崖は卽孫崎なり。○阿波名所圖會云、鳴門は撫養の東北に在り、南方の大海より滿ち來る潮も、中國の海より干る潮も、滿干ごとに此門にあつまれば、汐の早き事矢の如く、水勢の強き事磐石の轉倒にたとへんもさらなり、されば順潮にあらされば風帆も此門を渡る事かたし、此門の間阿波地より淡路方へ瀨の岩つゞきて、水底淺し、其干汐の時は、一方ひくゝなりて一方より落る水瀧の如く、滿潮の時は、大海より汐滿ちくれば瀨にあたりて立のぼる浪、落ればことく渦となる、其高く巻あがりたる白浪に、朝日影のうつろふ景色、また門わたる舟の汐にひかれて、飛島の如くなるありさま、畫にもいかゞとおもふ絕景なり、尋常の潮の滿干だにもかゝる景なり、三月三日の大汐（オホシホ）は特に海原いと高下いと大なり、倭國の第一の瀨戶なれば世にも鳴戶の汐干とて名だたり。○按に、俗說鳴門の汐に、淡浪激湧して渦を卷くは、海底に潮穴あり、金[illegible]までも深かるべしと云ふは、皮相の觀察にて、固是れ海洋の潮汐に滿[illegible]ありて、日月の盈虛に隨ふて、落湊を生ずるに由ると知るべし。

鳴門よりさしいだされし舟よりもわれぞよるべもなき心地せし、（後撰集）　鳴戶よりいでてや來つるみつ潮のひるま計りも見ねば戀しき、（六帖）

日本水路志云、鳴門の水道は中瀨（高潮面上二呎の岩礁）と、裸島（中瀨の西）附近列岩との間に於ては、其幅僅に三鏈に過ぎず、潮流は大速力を以て此を經過す、其潮晉數里外に聞ゆ、其南進流は、大潮に於ては、太陰子午圈經過後三時廿五分に始まり、小潮に於ては、太陰子午圈經過後三時八分に始まると知るべし。又各潮流は、約六時廿五分間にして、大潮に於ては憩潮を見る、小潮に於ては、凡半時未滿の憩潮あり、又潮流の割合は、其更迭時の前、又は一時頃に於て、七乃至八海里なりと雖、其強盛時に於ては、頗其速力を增加す。鳴門の航路は若經由の必由ありて之を取るには、順潮航の時は、必ず潮流更迭の期の前、又は後一二時間以內に通過す可し。逆潮の時は、必ず潮流更迭期の前、又は後四十五分間に通過す可し、其惡天氣には亂浪鳴門を橫斷し、航路を識別し難きが故に、如何なる場合に遭遇するも、決して取るべからず。○地學雜誌云、本邦潮流、速力の最強は鳴門にして、一時間七海里、乃至八海里半と云ふも、是は平常大潮の際なり、風候に因りては、十海里以上十一海里に達することあり、之に次ぐは下之關海峽、幷に早埼瀨戶なり、明石は四海里半、由良（友島）は二海里半に過ぎざるも尙急湍と稱す。

海東諸國記云、義直、戊子年、遣使來賀、書稱阿波州鳴渡浦大將軍、源朝臣義直。（この鳴渡の海賊將軍は、岡崎撫養などの舟手にて、細川家の一士なるべし）

大毛島、觀鳴門、　小竹

關山淡山中間絕、奔濤雷吼噴爲雪、龍宮何處門巍然、潮所去來[illegible]、淡在[illegible]東阿是西、回顧南[illegible]無端倪、行者[illegible]如大鵬游、左右張翼此焉頭、如鵬退飛六風七、送風[illegible]忘相失、可憐漁人操舟神、舉得[illegible]飾大於身、今年[illegible]知大概、今日登臨窮奇怪、海若看予[illegible]未[illegible]、連引大白[illegible]百快、

鳴門　　黃石

詩筆談人千古高、詩歸難得老逾豪、爭能以我衰殘力、[illegible]鳴門百尺濤、

大毛島（オホケ）

又大毛山扇山（アフギヤマ）と云ふ、大鳴戶小鳴戶の間、南方なる亂形の島なり、南北の長六十町許、南岸小鳴門の水道に臨み、土佐泊と稱する一村あり、今高島村と合同して鳴門村と改む。高島（タカ）は土佐泊の西北、洲背を以て連接する孤嶼なり、方數町の廣あり、此大毛島高島と島田島の

(孫崎)間に内海あり。〇水路志云、大毛島は鳴門の西側に位し、顯著の二峰あり、島の北東角孫埼の南方に二嶼あり、飛島は高さ九十二呎、圓錐形多樹にして、北方一鏈餘、海底險礁なり、高島は六十二呎、双頂にして孫埼に連接し、島の北東方一鏈の間岩石あり。

土佐泊　今鳴門村大字土佐泊、大毛島の南岸、小鳴戸を隔て、撫養町と相望む。阿波志云、大毛山、名作居山、矮松蒼々、南瞰鳴門、爲放牧之所、土佐泊、海口危岩双立、名曰甑首石、傳云、土佐守紀貫之、維纜之所。〇土佐日記云、おもしろき所に舟を寄せて、ここやいつこと問ければ、土佐の泊と云ける、昔土佐と云ける所に住ける女、此舟にまじれりけり、その言けらく、昔しばし在し所の名たぐひにぞあなる、哀れと云てよめる歌、

年頃を住みし所の名にし負へば来よる波をも哀とぞ見る、三十日(承平四年正月)雨風吹やまず、海賊は夜あるきせざんなりと聞て、夜中計に船を出して、阿波の水門を渡る、西東も見えず男女からく神佛を祈て、此みとを渡りぬ、寅卯の時計に奴島と云所を過て、田無河と云所をわりたぬ。

小鳴門　一名撫養瀬戸、陿少なる航道なり、島田島、高島、大毛島を東側とし、陸岸を西側とし、北泊(今瀬戸村大字)を北口とし、撫養を南口とす。峡の中央島田島と他の三島との間に、内海ありて、大鳴門に通ず、之を宿海と名づく。〇阿波志云、宿海は形胡盧の如く、山水明媚、渡口察すべし、東口を堀越と呼ふ、直に大鳴門を望む。〇水路志云、撫養瀬戸は其幅大約一鏈なり、潮流強くして、四節乃至六節の速力あるが故に、唯和船の鳴門を避くるが爲めに取る所の航道とす、長五海里許。(宿海)(撫養瀬戸)

島田島　今瀬戸村に屬す、大鳴門小鳴門の間、其北方に在る島なり、長四十町横廿町、民戸一百許あり。〇堂浦は北泊と相接し、小鳴門航道の西岸にして、陸岸に屬する村なれど、今島田島と合併して、一村と爲る、撫養町の北一里。(堂浦)

藝備國郡志云、阿波國小鳴戸之傍、堂浦有宮、號青宮、又號安藝神、相傳爲島姫命之妹也。

北灘　板野郡の北岸、大麻山の背を今北灘村と稱す、大字、櫛木、粟田、大浦、折野など汀線四里に上る、西は讃州引田浦に連り、海上は播磨灘の南部に屬す、潮勢は直に東南に屈折し、鳴門口に入る、古風土記に奈汰浦と云は此なるべし。

奈汰浦　仙覺万葉鈔云、風土記曰、奈汰浦、奈汰云事者、其浦波之音無止時、依而奈汰云、海邊者波立者、奈汰等云。

余戸郷　和名抄、板野郡余戸郷。〇余字を刊本全に誤る、余は餘字の俗通にして、海部郷と云ふに同じ。今里浦村、及び撫養町の東部なる岡崎、立岩などの地を云ふならん、里浦の蜑の名は古歌に散見し、鳴門の海人と云ふも、此に外ならず。

音にきく鳴戸の浦にかつきする海人にわびしき目を見するかな(六帖、壬生忠見)　土佐の海(土佐泊の誤なり)あまの鳴門をさしながら田につくるまで君にましませ(夫木集)　誰ぞこの鳴門の浦に音するは泊もとむるあまの釣舟(同上)(後の二首は、名所補翼抄に、連歌職と注したり)

里浦　今里浦村と云ふ、小鳴門瀬戸の南にして、鳴門海峡の南西側に在り、其東角を大磯埼と云ふ。江渠西面を繞り、一洲を成す、其北端、立岩岡崎は、今撫養町に屬す。〇里浦は海里の訛なり、此地蓋阿波海部の本據にして、土御門帝の行宮も此なりしに似たり、又蜑塚と云ふ者を一説帝陵と曰ふ。

浦風になびきにけりな里のあまの燒藻の煙心よはさに(後拾遺集)　實方　里の蜑はなるとの波に見えなれてたゝく水鷄におどろかぬかな(夫木集)　仲正

阿波志云、里浦は古墳を負ひ蒼海に面し、墳畝荒蕪す、其東南を清瀬と稱す、此地は昔藤原元輔の采地たり、舊松環列す、土人清少松と稱す、亀井は八幡祠側にあり、蜑井と稱す、又結縷草ありて叢生す、其處を蜑宅と稱す、土人以爲らく清少納言の宅址なりと、蓋晩年來り遊ぶと云ふにあり、柿本人麿祠は、里浦の山腰にあり、永久元年六月、修理大夫藤原顯季、人麿の畫像を得て之を祭りし時、里浦を賜ふて其料となす、後顯季十六世の孫再び之を祭る、光明帝亦里浦を賜ふ、藤原實宜和歌を獻じて曰く、

さとのあまの藻鹽の煙立返り昔になびく秋の初風。

蜑塚　土俗今清少納言墓とも稱す　阿波志に「此墓、每秋七月、舞蹈以歌、遶墓七匝、其辭鄙雅可聽」と、而て山陵志の土御門帝塔と爲す者亦此か、曰土御門陵、在阿波板野郡之里浦、紹運錄、東鑑、[illegible]云、承久三年閏十月十一日、遷于土佐、尋遷于阿波、寛喜三年十月十一日、崩于阿波、[illegible]不[illegible]葬其於里浦、明月記、天福元年、母后承明門院、嘗營金原御堂、移葬御骨焉、按板野郡海洲嶼之間、今稱撫養莊里浦、是洲中一村落、有石塔、土人莫知誰墓也、但歳十月十一日、父老齋於其前、以通夜焉、古來以爲[illegible]十月十一日、即是土御門之御忌、蓋方其實也、至今猶[illegible]置齋奉祀、不失其遺跡、此僅可徵也。〇按に、近時帝陵を擬定して、堀江村大字池谷の天王山の下に在りと爲す、然れども里浦の地は、古來海部の大聚落にして、帝遷幸の行在と爲したまへるも、此浦と想はるれば、形勢の上より推して至當と爲すに足る、又御集などに見ゆる御製に參考せば、里浦は即其の行在にやと疑はるゝ簡最多し、(史海雜志に里浦の聖蹟を論述したる者あり)

吹風の目に見ぬ方を都としてしのぶもくるし夕暮の空、(續古今集)　あま小舟とふ人あらば落しほたれ南の海

(阿波院址)

にわぶとこたへよ、〔御集〕　いはがねの枕はさしもなれにしに何に驚かす松の嵐ぞ、〔同上〕　移り行く昔も遠きおもひかな雲の上より波の外まで、〔同上〕　あま小舟なるにはやくこきいづるかひのしつくに君もいかにぞ、〔齋宮女御集〕

東鑑云、承久三年、閏十月十日、土御門院、遷幸土佐國、女房四人、井少將雅具侍從俊平等、候御共。貞應二年五月、土御門院、自土佐國、可有遷御于阿波國之間、祇候人數事、尋承可註進之旨、被仰遣阿波守護小笠原彌太郎長經之許、四月廿二日、爲御迎已進入於土州訖之由、長經所言上也。嘉祿三年二月、阿波院御所造營事、有其沙汰、於寢殿、守護人小笠原太彌郎造進之、其餘外郭用途料者、諸御家人被着宛也、但臨時符役下者、宜注辨者、而本所乃貢備綫之基歟、以地頭得分之內、致其沙汰、敢不可煩百姓之旨、兩々可被仰含之由、云々。○按に、承久の三上皇播遷は、皇室の大變なりき、阿波院の本州に移りますや、鎌倉武家の之に對し奉る、頗他の二皇に相違したり、其寢殿造營のごとき、隱岐佐渡に於て見ざる所とす、而も後世を以て其遺跡を探るに、遠島二所は、廟寺頽破の餘と雖、儼乎として存在す、阿波國は然らず、守護地頭奉仕の御所の跡はさらなり、廟寺さへ傳へず、不思議の顯象とす、中世細川分國の頃、兵亂によりて其遺跡を滅したるにもせよ、土俗の傳說さへなきは、大に怪むべし、蓋彼遠島に比すれば、阿波の民心に於て、崇仰の差異を見る者歟。○歷史地理雜志云、允恭紀に載する、阿波國長邑の海人男狹磯の墓、後世詳ならず、今より六七十年許のあなた、板野郡里浦といふ海邊、いはゆるむかしの里蜑に、アマヤシキ、アマヅカなどいふもののあるに牽强して、この男狹磯の墓なりといふ石を建て、世人を惑はしむる俳句者流あれども、こは其地名こそ里のあまとて、海上の漁業、又は食鹽の製造の事などに從ふもの〻名なれ、アマヤシキ、アマヅカは、蜑にはあらで、尼を呼ぶ名にして、中つむかし、かしこくも本國に遷幸をうながし奉りて、明くれからきめ見せ奉りし、土御門天皇の、をりにふれて御述懐あらせ給ひし、御ゆかりの尼が棲み、また其尼の墓などいふ口碑、事實に近くおぼえて、決めて白水郎の意にはあらざるなり。

(林崎)

岡崎　里浦村の西にして、今撫養町へ入る。撫養の港泊即此地にして、小鳴門に臨み、土佐泊と相對す。○阿波志云、岡崎の城址は、撫養浦に在り、細川氏三好氏の時、守將あり、天正十三年後には、益田某之を守る、寛永年中廢城す、城址に將軍塚あり、足利義植の墓とぞ。將軍義植、大永元年京師を出て、泉州より淡州に移り、更に撫養へ渡りて此に住み、同三年と云ふに薨去したる由、陰德太平記に載す、又三好家記に林崎城と云名あり、林崎も今撫養町の大字なり、岡崎林崎一城二名にやあらん、日四宮加賀守同左近大夫林崎に在り、三好長治淡州へ御渡海にて、土佐泊の森志摩守方へ申遣し、志摩守御迎船を仕立、助任川へ差遣し、別宮浦を過る所に、長治此所にて御殺害され候ときき、志摩守敵を追散し、林崎に引取云々。

(牟夜戸)

撫養　小鳴門航道の西南岸にして、海濱なり、今撫養町と云ふ。古書に牟野とあり、濱村、齋田、黒崎、岡崎、林崎、桑島、木津などの大字あり、民戸一千、市街殷賑なり、江渠を以て、吉野川に通し、津濟の便多し。鹽田は此地を推して阿州第一と爲し、齋田鹽の名天下に聞こゆ、今郡衙を置かる、德島市を距る四里半。

仙覺万葉抄云、中のみなとゝは阿波國なり、中湖といふは牟夜戸と咲湖の中にあるが故に、中湖爲名、見阿波國風土記。(牟夜戸即撫養の港にして、中湖は那賀郡に在るべし、咲湖は蒲生田埼の邊歟)

歷史地理雜志云、鳴門の一里ばかり南に流れたる潮筋を

(牟野口)

今も門筋といひて、土佐日記に阿波のみとを渡ると書かれしも、即此門筋をいひしなり、仙覺鈔に牟夜戸とあり、昔は海の浪立さわぎ、潮氣むやむやとしたる平時の景色なるを見て、此名稱あるいはれならむ、月清和歌集戀の卷中に、源宗光女が、遠き人戀ふといふ事をよめる「便りあらばむやのはまぐりふみ見せよはるかなるとの浦にすむとも」といふ歌見え、なほ小侍從家集に、「阿波守用度になさ名だつ頃、賴政がもとよりときめかせ給ふらんこそ、めでたくと申遣はしたる返しごとに、「よそにてぞむやの濱ぐりふみ見しがあふとはあまのぬれぎぬにして」とよめる、これらはたゞ海洋のみをいへるにはあらざるべし、今も猶こゝの十二浦邊の蛤は、其むかしよりの名産にて、貝合の料及び香台にもちゐていと賞翫す、さるは殼のいと厚くして他國のものにくらべて上等の品なればなり、然るに又道興准后が流罪ゆるされて、高野山に立歸る記事の中に「建長元年八月九日、立引田、越阿波大阪、至紀津、路六里、即日酉始、乘船渡牟野口、付福良、海路四里」とある、此牟野口は、今の撫養にして、海門の名にかけたり、今も岡崎浦より福良へ渡る船出するを、ムヤクチを出づなどいふに同じ、とにもかくにも海洋より起りし名なる事明かなり、咲潮は、此牟夜門の海岸に、今も岡崎、林崎、黒崎などいふ浦つゞき、みな鳴門の海に出向ひたる岬のみなれば、サキといふ名ある謂なるを、咲とかけるは假字なるべし、さて其牟夜戸と、咲潮との中にある中潮は、今も鳴門の海に中瀬といふ處あるが、其荒浪せりあひて、いとはげしくたけちる勢ひあるよりの名にして、今も鳴門の海のたゞなかなり、又こゝにいふ潮の字は、假字にて水門の意なる事いふまでもあらずかし、そもそも崎の水門といひしならんといふ、岡崎、林崎、黒崎などいふ海邊は、今時すべて食鹽を製造するのみならず、一村落をなし、かの南海流浪記に、佐

伊田(イタ)といへる所は、紀津(キツ)(今は木津)村につゞきて廣さ一村となり、當今この十二浦邊より出す産物の食鹽を、すべて才田しほと名つく、目下の地勢よりたゞにこれを觀たらんには、思ひもより難き心地すめれど、かの昔より名高き入海にて供御たりし、里(サト)の蜑(アマ)といふ地も、岡崎よりつゞける海畔里浦にして、土御門院帝の屢御遊覽の際御あらせ給ひしをりは、孤島の中なりし事、かの南海流浪記の文に、島々入江々々とあるが如く、今なほ南濱村、才田村邊より、林崎へわたるに、川を經ざるを得ぬ區域なれるを見ても明かなり、又才田佐伊田と云ふは、古の崎の水門の義なれば、やがて崎田の義なるべし。○再考、小杉氏の今後戸、中洲、咲洲の考證、委曲に撫養の形勢を述べられたり、然れども鳴門の激湍(中洲と唱ふ)を中洲に擬せられしは、謂ひ名に背く、且此鳴門の激湍は撫養の東北なれば、之を中間と謂ふべからず、咲洲を佐伊田に取合せられしも名義善く聞ゆ、然れども中洲の位置明白ならざれば、佐伊田とも推定し難きにあらずや。

(佐伊田)

齋田(サイダ)　今撫養町の大字にて、其西部に在り、居民盛んに製鹽を營む、○阿波志云、齋田は鹽場也、三万三千八百坪あり、撫養里浦の間に散在す、慶長四年、益田大膳播磨荒井の人を招き、與山の下に於て始めて鹽場を作し、名けて桑島(クハ)といふ、言ふものは事蹟に在る也、尋て齋田に鹽場を作す、仁治四年、南海流浪記に、二月十日ふくらを立て、阿波の戸を渡て、佐伊田(サイタ)に下る、淡路三里云々と見ゆて、古く佐伊田の名あり。○産業事蹟云阿波の鹽田は、撫養を本とす、本齋田(ホンサイダ)と稱す、藩祖蜂須賀家政、初め播州龍野を領す、領民多く食鹽製造を以て業とす、其封を阿波に移すや、兵亂の後を承け、人民困弊を極め、遊手無産の徒多きを憂ひ、心を殖産利民の事に注ぎしが、撫養に斥鹵の地あるを察し、慶長四年、鹽田をひらき財田と名く、殖産の意を彰すなり、今齋田と改む、

(桑島)

元和元年、淡路を加封せられしより、淡路人民の撫養鹽田に移住する者少なからず正保元年、桑島(クハ)の鹽場成るに及び十二所の數に上る、之を總稱して鹽屋十二箇村と云ふ、其製品播州の産に譲らず、慶安中、州內鹽田各所に起りければ、藩廳發令して初めて鹽方役場を創立す、寛文より文化の間にありては、鹽租額一歳千金を下らざりしと云ふ、延寶五年、那賀郡大潟濱の鹽田成る、是れ法を撫養鹽田に取るなり、明和五年、全郡幸野濱鹽場成る、尋て名東郡に四場を開く、今新濱と云ふ者即是なり、寛政年間に至り、鹽租の外に、特に食鹽賣買一俵毎に壹厘を出さしむ、文化七年、食鹽の國內に過剰あるを以て初めて他地方に輸出販賣せしより、阿波鹽の名稍都鄙に鳴り大に其富饒を致すことを得たり、文化以來年々に豐歉ありと雖、毎歳製出する所、百三十万俵より百四十万俵に下らず、明治十六年頃の調査に依れば鹽田段別五百六十余町歩、地價二十三万三千余圓、地租五千八百余圓、製鹽高三十四万六千八百余石、此代價三十三万余圓なり、以て鹽田の阿波の富饒を致せし所以を知るべし。

水產報告云、齋田は、撫養町一部の名稱に過ぎず、其鹽田の數甚だ多しとするに足らざれども、鹽田嚆矢の地たるを以て、遍く諸鹽田に其名を冠す、現今の撫養町大桑(オホクハ)島(ジマ)東山は實に其起源の地なりと云ふ、當時藩主蜂須賀家の家臣益田內膳(撫養城代)東山の地に些少の鹽田を開拓せしめ、稱して其地を齋田四人組と云へり、當時の大齋田、中齋田、大黒崎、小黒崎にして、齋田濱十二ケ村は此より始れり、藩主蜂須賀氏慶長十年十二月を以て自ら鹽田を巡檢し、左の三條を下さる、

一板東郡才田村新開田は六斗代畠は三斗代但此請可爲三ツ事
一此荒地從々追々入たるべき事
一右の荒地へまかり出百姓有之者諸役可爲免許事

右所定置如件　慶長十年十二月四日　至鎭

又官吏を命して撫養齋田七島政所を置く、所謂七島とは齋田、桑島、南濱、北濱、竹島(高島)三ツ石、高崎是れなり、慶長十三年に至り、立石小笹才天、小島田の鹽田開墾を竣工し、正保元年に至り、齋田より黒崎村を分置す、安永七年、齋田十二村、鹽田の井數二万四千、一井に三十歩と假算すれば、三百四十町の面積あり、明治二十八年計算、三百九十七町、製鹽四十八万石とぞ。

津屋(ツノヤ)郷

和名抄、板野郡津屋郷、訓都乃也、阿波志に津屋郷は木津村などの地なるべしと曰ふ、今の撫養町の西部及び大津村の邊ならん、津屋は其字義の如く、津頭の屋の在りける海邊を指す、木津は今撫養町西部の大字にて、中古の津頭と云ふ。

木津(キツ)　木津觀音堂は、木津江寺と稱す、又古津上山(コツカミヤマ)と云ふ昔此地海邊なりと云ふも、今は變じて平田と爲る、入江の跡存す、藤原基房阿波國司在任の時、此浦の詠草あり、後拾遺集に載せたり、(阿波志名所圖會)

木津上の浦にとしへてよる浪もおなじところに返るなりけり。

南海流浪記云、建長元年八月九日、立引田(ヒケタ)(讃州)至阿波大坂、至紀津(木津)路六里、卽日自紀津、乘船至牟野口村泊、海路四里、卽子時許至淡路國賀集一里」按に此に牟野口村と云ふは、卽撫養口と云ふに同じ、當時紀津より乘船、牟野口を經て海路四里にして淡州福良に達したりと見ゆ。延喜式、石隈驛と云ふも必定此木津(キツ)の古名ならん、松江本には石隈を石濃に作れり。○南路志云、長曾我部方木津城主は東條關兵衛なり、天正十三年、羽柴方より木津を責落され、關兵衛は國本へ打入たり、木津落城の後は一宮へ可籠の處をさもなく、又牛岐並海部の城にも足を留めず引返しければ、元親之を怒り、浦戸にて腹を切らせらる。

池谷（イケノタニ） 今姫田、大谷、市場の諸村と合同して、堀江（ホリエ）村と曰ふ、北に大麻山を負ひ、吉野川の水郷に臨む、池谷大谷の邊、古墳墓多し。○人類學會雜志云、池谷村は殆板野郡の中央に位し、隆起せる小丘陵に於て、塚穴古墳あり、塚穴は天河別神社後の丘陵上にあり、東方の丘上に猶三個の古墳ありしと云ふが、皆破壞し了れり

（大谷） 大谷（オホタニ）村、東林院境内の塚穴は、今日之を穴藏音々稱し、石佛其他墓石數十を安置し、時々禮拜せり、西山谷の塚穴は、一度天井石を崩したるものと見ゆ、又かつらぎ原の塚穴は、東林院西山谷の横穴と大同小異なり。

阿波陵（アハ） 土御門天皇の御陵なり、今堀江村大字池谷に在りと云ふ、蓋火葬所にして、御骨は城州乙訓郡金原陵に遷さる。阿波志、池谷の荒墓を以て舊陵と爲すは、其天王（テンノウ）山の下に在るが故にして、天王の名は御陵の此處に在るに由ると謂ふ者のごとし、一說には里諺の古[illegible]こゝろ、舊陵なれと曰へり、不審。○阿波志云、土御門天皇陵、池谷村天王山下に在り、岡山と稱す、水田之を繞る、又荒墳二あり、東なるを尼塚と曰ひ、西なるを僧塚と曰ふ、蓋從者の墓なり、貞應二年四月、本州に幸す、阿波院と稱す、蓋池谷を以て行在所と爲す、寛喜三年剃髮あり、十一月十一日崩す、享年三十七、火葬して陵を京都西山金原に作る。（東鑑には十月十一日崩御と錄す）

（天王山）

高野鄕（タカノ） 和名抄、板野郡高野郷、訓を加ふ。○今詳ならず、疑ふらくは堀江村、板東村などにや、古郷板東村には大麻神社ありて、本郷の舊地なるべく、古郷號坂野の名も高野と相似通ふ所あれば、地勢に察見して假に之を此に繋く、東大寺要錄に、坂野郡高野鄕五十戸とあれば、寺封たりしことあり。

板東（バントウ） 或は坂東に作る、中世は坂東郡の名ありて、板野郡の中部以東を呼びたり、坂東村は蓋其首邑なり。今檜（ヒノキ）村、萩原などを合併して坂東村と稱す、大麻山北に聳え、堀江村の西に接す。

（檜） 人類學會雜誌云、板東村の平草と云地に古墳多し、中には發掘したる者もありて、鏡劍璧玉陶器などの類あまた出でしと曰へり、大字檜（ヒノキ）村にも古墳五六所あり、明治廿六年、其一を發掘す、室は長さ六尺幅一尺高さ五寸、四周共に小石を排列して石槨を作り、上部は平坦なる石を並べて蓋とす、其制や小なり、上部の石を取り除きしに數千の古錢累々として堆く、概ね腐蝕し錢文辨識するに由なかりしも、精査の後、開元通寶寛平大寶及太平通寶の三錢を得たり、それより腐蝕の古錢を悉く室外に出せしに、凡そ石室の中央と覺しき所より琅玕の曲玉一枚（全形の大さ一寸二分）靑色の管玉一個（長さ四分徑一分）琥珀製の丸玉三個（徑三分）硝子製の子玉三十餘個（徑一分五厘にして其色は白靑紫の別あり）及皿樣の祝部土器一個を得たり、この錢は以て古墳の年代を推知するの標樣たるべし、○阿波志云、極樂寺は檜村に在り、三好氏の時、十貫文五段の田祿を給したる古刹なり、此邊に乾谷と云地あり、近時此に古銅鐸を得たり、高三尺徑一尺、奇紋愛すべし。（寛政中の事とす）

光勝寺（クワウショウジ）（荻原） 今板東村大字荻原（ハギハラ）に在り、荻原寺とも稱し、天正十年、長曾我部元親勝瑞城を攻圍したる時、此に本陣を置きたり、勝瑞城址の北二十町許。○阿波志云、光勝院在萩原村、又稱安國普院寺、原野寛平、爾後無垠、爲細川氏香火院、嘗在秋月、推夢窓國師爲祖、捨十三貫地八反承應二年、賜采地三十六石、民戸若干、山林如故、寺中植菜、氣味芳烈、又云、細川頼春、延元三年、採秋月城領四國、觀應三年、京師四條之役戰歿、建碑萩原、謚曰光勝院前禮部守湖、

至德元年甲子六月、師（絕海）至于攝之錢原、二年乙丑四月、師始到讃羊谷牛隱菴、是歲秋、伊土讃阿四州總轄、桂岩居士、源禮□師、七月末到讃州、居士郊迎、且安置于普濟院云々、居士於是、將新創寺、偏巡邦內、相攸爽塏、而獲之阿州、其爲境殆乎天慳地祕之時也、居士意嘉之、乃親躬搬土築基、其主山形似寶冠、因名寺曰寶冠、山曰大雄、請師爲開山始祖云々、冬十一月、大相國□製手書、賜四州總轄、命以徵師、居士即命駕、夜到寶冠、諭大相國之命、涕泣曰、法門汚隆、兩邦安危、係師之出處、師不獲已、而廼促裝而上道。（絕海錄）寶冠寺址、今知れず。

大麻山（オホアサ） 板東村の北に聳え、西は大坂山に連り、東は木津山に至る、嶺中の高峰なり、嶺背を北灘村と云ふ、山の南麓に大麻神社鎭坐す。

大麻比古神社（オホアサヒコ） 板東村大字板東に在り、今國幣中社に列す、謂ゆる一州の一宮なり、土俗大麻大明神と云ふ、三代實錄に此神授位の事見え、延式喜には板野郡名神大社と注したり、蓋阿波忌部の祭る所とす。

大麻比古神（オホアサ）は、古史傳に天日鷲命なるへしと論し、時浦郡洲佐多知比神も同神にて、此神の麻を殖たまへる功によりて、其名ある由と云ふ、古事類苑に、安房國下立松原社の神主忌部氏系圖を援き、天日鷲命の子、大麻比古、又名津咋見命と曰ふと推斷したり、

古語拾遺曰、令天日鷲神、子津咋見神、穀木種植之、以作白和幣、是木綿也。

一宮記延喜式頭注等に、猿田彥命と云へるは、例の附會のみ、當國式社記にも、猿田毘古大神と注して、多邇社等の四社を其配神とす、今谷神塚と云ふ古墳、本社の邊にありと國人は云へり。○神祇志料云、

按、一宮記、神名帳頭注並曰、猿田彥神を祭ると、然れども他書考ふる所なし、一說に昔本社の峰に蜂權現三社あり、谷に本社大麻比古社ありしを、後三社を大麻の社に合祭るとあるに據らば、猿田彥神と云は蜂權現にして、配享の神なるべし、故今取らず、又按讃岐

國多度郡大麻神社あり、天太玉命を祀り、忌部氏を以て神官とすと云り、此に據るに太玉命の孫天日鷲命穀麻を植路ふの功あるを以て、大麻比古神とも稱申せるにやあらむ。

鹿江比賣（カエヒメ）神社は、今千貝大明神と云ふ、大麻社旅所の東に在り、三代實錄並に延喜式に見ゆる社とす。（神祇志料）○長尾氏阿波國式社考云、大麻山の峰の東に、天ヵツブ、牛之頭の二峰ありて、大谷村の奥にあたる、此の牛之頸の麓に宇志比古神社あるか、尚尋ぬべし。

新屋郷（ニヒノヤ）　和名抄、板野郡新屋郷。○今詳ならず、當國式社記の郷名には、新乃家に作る、北島村（大字中村）などに當る歟、吉野川の下游にして、江流縱横田野平廣、卑濕の地なれど古郷名を缺く、蓋新屋の名を失へるならん。

（川島郷）　高山寺本には、新屋郷なくして、川島郷あり、加波之萬と注す、之亦今の北島にあたるごとし。

中村（ナカムラ）　今北島村と改む、吉野川の支派三面を繞り、東は松茂村（長原浦）に至る、松茂は新墾の斥鹵にして、海に臨み、地形全く州嶼を成す、撫養町西南二里半。

別宮（ベツク）　別宮浦、今川内（カハウチ）村と改む、中村の南にして、又洲嶼の上に在り、德島市助任を去る一里、吉野川の分流を隔つ、舊說此に別宮川と云ひ、直に海洋に歸す、別宮八幡宮は此浦に在らず、今移して中原に在り、相去る一里。

（別宮川）　三好成立記、三好長治今切より逃れ、土佐泊の森志摩守を賴玉ふ、志摩守定相圖、助任川へ迎船を遣けれども、彌生の南の名殘に打霞み、水主山を見遁、佐古の山下に乘入ぬ、長治は助任川にて彼船を離尋給、甲斐なし、依之別宮へ渡り給所に、里正敵の方へ注進、一宮伊澤二千餘騎にして馳來、天正五年六月廿八日辰の刻自害。（此に助任の川と云は、即別宮川にて、佐古は今德島市の大字なりと知るべし）

小島郷（ヲジマ）　和名抄、板野郡小島郷、訓乎之萬。○阿波志云、小島郷は今廢して、貞方村の支落に小島の名存すと、今貞方、中原、古川、吉成等合併して應神（オウジン）村と曰ふ、吉野川の下游、洲嶼の上に居る。○東鑑、壽永三年、池大納言家領三十四所の一に、阿波國小島莊あり、此なるべし。

阿波志云、別宮八幡宮、中原村に在り、別宮と稱す、筑前別宮を迎へ祀れるなり、舊別宮浦に在りしが、其地沒して河となりぬ、因て移せしなり、三好氏刀劍及與地六段を納め、別に七貫を納めて、今田二十石、古川村の西に接す。

住吉（スミヨシ）　今村名と爲る、應神村の西北に接し、一洲の中に屬す、亦古の小島郷の地たるべし。住吉明神は舊勝瑞城主細川氏の崇祀にして、千鳥汀と字する地に在り。三好家記云、細川家臣に三好筑前守元長入道海雲と云者あり、其子三人、嫡子三好修理大夫長慶、次を同豐前守義賢、次を安宅攝津守冬康、次を十河左衛門大夫一存也、右の義賢は續父祖之計、坂東郡住吉明神の神主に定む、義賢不勤其業、嗜武勇得其道、誇己武威、稱上、是に依て讃岐守持隆憎之、國奉行四宮與吉兵衛を呼て、密々に談之、四宮最と全す、依て持隆號相撲見物、呼義賢所に、四宮義賢が所に行、持隆の所存を語る、依之義賢號病不往、持隆は夢にも四宮が所存を知らず、勝瑞の北なる龍音寺に遊行せり、義賢急に催人數、攻持隆、天文壬子年八月十九日、持隆終に自害す。

勝瑞城址（シヨウズイ）　今住吉村大字勝瑞を以て其墟とす。阿波志云、城址在勝瑞村、應安中、細川詮春築居之、子孫累世、以至天正十年、穿池三重、住吉、貞方、吉成、乙瀬等諸聚落、蓋當時郭中之地云。（今住吉、應神の二村に跨る）○建武中細川和氏阿波守に任し、足利尊氏の反に應し、子清氏弟賴春等と四國を經略す、後賴春讃岐守に任し、本州を兼知し、阿波國秋月城に據る、正平中、賴春戰死し、清氏阿波守に任し、南朝に歸順す、賴春の長子賴之、清氏を讃岐に襲殺し、弟詮春を以て阿讃の守護と爲す、後詮春阿州を少弟滿之に讓る、之より先き詮春勝瑞に城き治府と爲す、京館細川管領家に對比して、下館（阿波屋形）と稱す、既にして下館嗣絶ゆ、族讃岐守成之守護を兼、其父子義春に至り其宗家政元嗣なし、義春の子澄元を養ひ子となす、永正四年、政元其下に弑せられ、內訌大に興る、家臣三好長輝澄元を奉して京師に入り、亂を討して之を擁立し、其家政を專にす、既にして澄元其從兄高國と相鬪き、十六年、長輝高國に殺され、澄元來奔し尋て卒す、享祿四年、高國を攝津に伐て之を滅し、晴元を奉して主となし、晴元を立つ、是に於て三好氏權柄日に盛なり、元長の子長慶に至り、終に細川氏に代て政を京畿に行ふ、天文二十一年、長慶の弟之康（一名義賢）持隆（義春の孫）を弑して勝瑞に據り、全州を擁有す、永祿三年、之康和泉に入り、畠山高政と戰て敗死し、子長治嗣ぐ、天正五年、其臣一宮成助綱に持隆の遺子眞元と謀り、款を長曾我部元親に通り、長治を擁殺せしむ、三好の舊臣等十河存保（ソゴヤス）（長治の弟）を迎へて主となす、十年、元親又來り侵し、存保を逐ひ、遂に本州を取る。○南路志云、天正十年、八月十七日より降雨、十九日には國中一面に見ゆる程の洪水なれ共、實日はくつろげず、寄手の役所には俄に屋くらをかまへ取上り、元親父子は萩原寺と云寺の瓦葺の上に上りおはしけり、三日水は其まゝにて、四日目より干落たり、この洪水に寄手も城もつかれければ扱に成、正安をば讃岐の虎丸へ送られけり。又云、元親引付て勝瑞を攻る、方一二町に不過小城と云、屏一重計の躰の淺間也と云へとも、存保は敵勢に被取禁恐るゝ

心もなく、近邊の在家に火を掛一字も不殘燒拂、靜り返て籠れり、元親は勝瑞の北なる龍音寺に本陣を調め、士卒は在家の燒跡に陣す、九月五日の夜洪水出來て、存保も城を明て讚岐へ立退

見性寺（ケンシヤウ）　阿波志云、見性寺、舊在勝瑞城下馬木寺傍云、爲三好氏香火所、天文中、寄進井隈庄、爲寺田、近時徒島興源寺僧、就舊址再造之。○見性寺寄實居士畫像畫幅の裏書に曰く、三好筑前守源長輝、法名見性、弁令嗣長基海雲居士、兩照影在于見性寺、年尙云々。

阿州將裔記云、三好義賢ひそかに一族を呼よせて、勝瑞近き在々に隱し置き、屋形持隆へ申けるは、北の河原にて御逍遙被成候へと、種々にたばかり、天文廿一年八月十九日に、見性寺の前に押寄、持隆を取圍み、鬨の聲をあぐ、持隆見性寺へのけけるを、義賢が第一番に込入て持隆を直に可討取としけるに、持隆切腹。

井隈鄉（キノタマ）（野奧）　和名抄、板野郡井隈鄉、訓井之久萬。○阿波志に「三好氏、天文中、寄進井隈庄、於見性寺、今奧野（オクノ）村、有井隈之遺名」此鄉は今の藍園（アヰソノ）村なるべし、奧野（オクノ）德命、中富など云ふ大字あり。○神祇志料云、三代實錄、貞觀十四年、阿波國伊比良咩授位、今此社は板野郡奧野村に在り。○井隈小島二鄉の舊域、今藍園、住吉、應神の三村は吉野川の幹流其南を流れ、支派其他方を圍繞して一洲を成す、古來水驛河道の變遷せし所とぞ。

阿波徵古云、板野郡竹之瀨に、富吉八幡宮と云ふがあり富吉は庄名なり、永仁四年鎌倉兩地頭下知狀、藤原兼職は漆原五郎兼衣（祖父西念）の讓狀に任せて、富吉庄を領掌せしむべき由の古簡あり。

中富（ナカトミ）　今藍園（アヰソノ）村の大字なり、古書に中臣又中留（ナカトメ）にも作る、中富川は吉野川の北支派にて、大坂山大麻山の澗水之に會集し、其末は再び分裂して江渠と爲り、撫養、里浦、長原浦、別宮浦などへ通ず、吉野川の流移變遷此間に於て最多しと云ふ。按に、姓氏錄、右京未定姓の部に「中臣、觀松彥香殖稻天皇（謚孝昭）皇子、天足彥國押人命七世孫、着大使主之後」と載す、阿波には名西郡に孝昭天皇の裔孫住せりと想はるれば、此なる中臣も姓氏錄、觀松彥天皇の裔孫の由緒地にや。

（中臣）

天正十年八月の初め、元親阿州中富川へ出陣あり、一の宮貞山に三千宛おさへをおかれ、南城の中大道を押す、正安此よしきかれ、中富川迄出合、東の木原と云所に人數立つ、三好勢百騎斗川中にて討れ、其勢まばらに見えける處に、元親の旗本正安本陣へ眞黑に成て討てかゝり給へば、しばし戰とぞ見えしも三好叶はじと勝瑞さして落行。（南路志）

板西（バンサイ）　又坂西に作る、中世本郡の西部を分ち、坂西郡と云ふ、今大寺村川端村などを合同して、板西村と曰ふ、古の坂西郡は當以西の地を指せるごとし、南海流浪記に坂東郡大寺とあり、然れども、平家物語に見ゆる坂西の住人近藤六親家の宅址は臼井に在り、臼井即川端村なれば、流浪記の坂東郡大寺と云ふは誤れるにや。

大唐國寺（タイタウゴク）　坂西村大字川端あり、鐘一口を寶守とす、此地蓋百濟氏の舊居にして、此寺亦其建置する所とぞ、寺背に大唐谷の字あり、又此村に古墳の石棺あり、今祀りて若宮と稱す（阿波志）

阿波志云、宇志比古祠、延喜式亦小祀と爲す、今は廢せり、蓋百濟宇志の廟なり、新撰姓氏錄、播磨諸君の孫宇志、又右京諸蕃、百濟中科宿禰、菅野朝臣全同、蘇我君の孫宇志の後なり、貞觀中、本郡に百濟臣子と云ふ人あり。按に、近藤六親家坂西郡臼井（ウスヰ）に居り、元曆中源氏の軍の嚮導を爲し、大坂山を越て讚州に入る、川端村は舊名臼井と云ふとぞ。

（臼井）

大寺（オホデラ）　今板西村の大字なり、南海流浪記に大寺の名見ゆ、阿波志に、大寺金泉寺は龜光山と號し、相傳ふ龜山天皇嘗て經庫を置き、田若干を賜へりと、緣起詳ならず、寶龜御錄西大寺資財帳に「阿波國板野郡庄二卷、粟凡直國繼所獻」とあれば、此國繼の寄進せる庄園に院宇を起せる歟。○延喜式の板野郡岡上神社は、今大寺村の岡宮と云ふ祠是なり、土人傳說して稻穀を守らせ給ふ神と云ふ。（神祇志料）又此里の堂天堂に古墳あり、近年發堀したるに、三個の石棺あらはれ、其大棺より刀劍など出でたり、此邊には土器の散在するを見たりと。（人類學會雜誌）

大坂山（オホサカ）　板西村の北に聳ゆ、中山（ナカヤマ）とも曰ふ、大寺より登る、一里にして、大字大坂あり、絕嶺を過ぎ、二里にして讚州引田浦に達す、古より阿讚の通路とす。○東鑑、文治元年二月十九日、廷尉義經、終夜越阿波國與讚岐國之境中山、今日辰剋、到於屋島內裏之向浦（平家物語には中山を大坂越に作る）。源平盛衰記、元曆二年二月、義經其日は阿波國坂東西を打過て、阿波と讚岐の境なる中山の山口の南に陣を取り、翌日引田云々。

山下鄉（ヤマノシタ）　和名抄、板野郡山下鄉、訓也萬乃之多。高山寺本、也末之多。○今詳ならず、疑ふらくは大坂山の下なる里にて、今の板西村より松坂村（矢武）榮村（下庄）などを指せる古名にやあらん、徵證に乏しけれど錄して此に係く（延喜式、阿波國驛馬は石隈郡頭各五疋とありて、二驛を擧くるのみ、其前後の次第を按ふに、淡路國福良より渡航して石隈に至り、郡頭を經て讚岐國引田に達す、其石隈は津屋亦木津なるべく、郡頭は即山下鄉にやと疑はるれど、徵證を得ず、其訓亦詳ならず。

犬伏（イヌブシ）　今松坂村と改む、板西村大寺驛の西に接す、この村の迦葉谷といふ所の山中に釋迦堂の廢趾と云へるあり、古は伽藍ありしと云傳ふ、時代考ふるに由なし

其瓦は横且り六寸三分縦長八寸厚五分、楷書十七字八行楷面に彫る、端平にして屋瓦に非ず、されど全きは今得難し、其質緻柔にして俗にもち瓦と云へる類の如くにして、形方塼[シキカハラ]に似て、側面に法華經を鐫刻す、書體甚精妙にして今官職の書に擬したり、端楷絶妙にして二王に劣らず、小片の塼瓦と云へども、悉く文字あり、大抵一塼の書割にして端欠るもあり、文字磨滅したるも多くして讀みかたし。（考古雜志）

矢武[ヤタケ] 板西村の西に接す、今松坂[マツサカ]村と改む、五百羅漢堂あり、葉名を□□寺と云ふ。矢武の荘□院地藏寺、此山に往古より□□原さてありける、去る寶暦の頃より道主ありて檀信を十方にもとめ、日ならずして廣大の伽藍を創建せり。（阿波名所圖會）

（□□）須賀[スカヒ]□は今松坂村大字下庄[サカエ]の八幡宮の所在を云ふ、土御門帝一時此地に御在しまして、舊跡ありき。（阿波志）

里□れてたち返り鳴く□□□の森の杉の梢に。

松島郷[マツシマ] 和名抄、板野郡松島郷、□□□之篇。○今鍛治屋原、引野などの邊を松島村と云ふ、阿波志にも七條・松島郷なりと云へり、七條も今松島村の大字なり、然らば一條村大山村も古は本郷の屬地ならん。

□宅[ミヤケ] 今大山村と改む、北の嶺を大山と呼ぶ、蓋稲葉[アシイナバ]神は此村に在り、續日本後紀、承和九年、三代實錄、元慶三年授位の神とす。（阿波志）古文書には神焼にもつくる、

飯尾隼人佐吉連代、光吉右衛門入道忠藏申軍忠事、
去々年、觀應元十二月廿七日、属當御手、籠八万城、
去年正月四日、追□□□郎三郎同城、焼拂要害訖、
同七月廿八日、東條合戰之時、追返小笠原宮内大輔訖
同廿九日、於新堂原致□□、
同八月十五日、板西上庄内神焼、致若夜攻訖、
同十月三日、押寄河村小笠原山手迄、同十三日抽軍忠、□□日於勝浦庄中津峰、致合戰訖、同□日向忠持院凶徒在所事、（中略）
觀應三年五月日　承了判（細川右馬頭頼春）

鍛治屋原[カチヤハラ]（引野） 松島村の屬名の名なり、撫養町の西五里、德島市の西北四里、鍛治屋原の西を大字引野[ヒキノ]と云ふ。天授五年、後龜山天皇阿波國日置莊は熊野新宮領たるへき由宣旨を賜ふこと、新宮古文書、幷に阿波志に見ゆ。

引野の天神山に古墳あり、享和年中、其一所を掘さて、勾玉管玉幷に青銅の矢じりを得たり。○朝野群載に、天永元年、攝政忠實封戶の內、阿波國五烟を北野天神へ寄進の事見ゆ、引野天神など、其封戶にあたるにあらずや。

西條[サイデウ] 鍛治屋原の南に接す、今改めて一條村と曰ふ、西條城址、永祿天正の頃、細川の家臣岡本某之に居る、長曾我部氏之を略取し、蜂須賀入國の初め、阿州九城の一なり、寬永年中廢す。○阿州將□記云、細川持隆の外□腹に、六郎とて幼少なる男子有、三好義賢申けるは、持隆を奉討事は、身の災を遁れんが爲なり、六郎殿に恨なし、主君にあがめんとて育て置けり、細川六郎掃部頭眞元是なり、此眞元の母は當國西條村岡本美濃守が女なり、持隆の死後に、義賢眞元の母を妻として男子二人まうく、一男は次郎長治二男は孫六郎存保と云、

田上郷[タノカミ] 和名抄、板野郡田上郷。○今詳ならず、郡郷考に今吉田[ヨシダ]と云所なりとあるに據れば、吉田高尾、宮河内（今合併して御所村と云）の邊なり、板野郡の西端の地とす。

延喜二年田上郷の戶籍斷簡十六葉、近世法隆寺（大和國）より出つ、其紙背には經文を寫し、江州石山寺周防國玖珂郡延喜八年戶籍に相類似す、此斷簡一卷は今□□質侯爵家に藏め置かるゝと云ふ。○高山寺には、田上郷に多乃加美と注したり。

名東郡

名東郡[ナノヒガシ][ミヤウトウ] 當名方郡の東部にして、寬平八年分割せらる、和名抄、名方東郡に作り、六郷あり、今德島市、及び國府村以下十一村の地是なり、人口五万五千、（市民を除く）郡役所は德島市寺島[テラシマ]に在り。

名東郡、元祿中二万五千石、寶暦中三万二千口、□政中三万四千石三万一千口の計數ありしとぞ。（阿波志、但し德島府城を除く）○以西[イサイ]郡は名東郡の西部の私稱にて、今の井上、國府、佐那河内、一宮などの地を指せり、正保圖之を載せ寬文中に至り廢す、阿波志に元□中以西郡建つと述ふれど誤れり、之より先き鎌倉□府の頃、已に以西郡の稱あり、山城國大悲山峰定寺（丹波國北桑田郡）の鐘銘、

（以西郡）阿波國以西郡、八万金剛光寺鐘、願主三部□闍梨□實秀、永仁四年歳次丙申十月五日、大工內藏□親。

名方郡[ナカタ] 名東名西は當名方郡と稱す、阿波國の個東中央に當り、鮎喰[アクヒ]川、八万川の流域なり、東は海濱を抱き、北は江水（吉野川末流）を帶び、西は□境郡南は勝浦郡に至る、西南に焼山寺山、高根山等の群峰あるありて、諸水は大略東北に向ふ、德島市は名東郡に屬し、一州の都會なり。○名方の號は諏方の名方神（今名西郡浦庄村）より起る、類紀、神護景雲元年三月の條に名方郡見ゆ、寬平八年、名方郡を分割して名東名西と爲す、大抵眉□治山[コンチヤマ]を以て東西を分界す、國郡沿革考云、延喜式官□日、寬平八年九月分名方郡、置名東西郡、類聚三代格日、昌泰元年七月太政官符、應省名東郡主帳一員、置名西郡事、右得阿波國解偁、名西郡司解、

名東名西二箇郡、元爲一郡之時、置件職一員、而依太政官去寶平八年符旨、分爲兩郡、七箇郷爲名東郡、四箇郷名西郡、而未置此職云々、按に、和名抄名東郡六郷を載す、遺名多く存し、皆其地を得、更に一郷を置くべきなし、蓋三代格七郷は六郷の訛ならん。

徳島（トクシマ）　今徳島市と曰ふ、海濱の地、洲嶼に因り市街を成す、人口六万、舊蜂須賀家の城府にして、一州の大都なり。縣廳以下の諸官衙あり、神戸和歌山等は海路相通す、高松は陸路十七里、高知は陸路五十四里とす。（大阪航路三十五里と云）

（猪津）

大八洲遊記云、徳島、舊新居郷、名東縣治、治阿淡二州、又併治讃岐、九年廢本縣、屬高知縣、無幾再置徳島縣、今公園即舊侯城址也、周二十町許、限以池、土人曰渭津（キノツ）城、孤立無旁付、疊岩壘石少、古木蒼蒼、自遠望之、殆如無蹊路、登其外域、東北遠望大洋、此城左右■外域、猶衣有[illegible]祠也。○按に、徳島と云ふは侯城の東なる洲名に因る、蜂須賀氏渭山（キノヤマ）に築き、四隣の江■を合同して、市坊を開く、後之を總へて徳島と稱す、■■名抄加茂郷の地とす。（阿波志に新居郷の地と云ふ、今採らず）阿波志云、徳島は猪山の東に在り、縱二百餘歩横二百七十歩許、城市の名は之に因りて起る、寺島は府城の西南に在り、瓢箪島は府城の後門に在り、出來島は更に瓢箪島の西に在り、福島は舊名■切村といひて、寺島の東にあり、官船所を置く、富田は府城の南に在りて、大瀧山の下に居る、佐古（サコ）は出來島の西に在り、方言山谷の水無き者をば佐古といふ、大瀧山の北麓なり、助任は府城の北にあり凡諸坊戸口千四百七十二戸、一萬八千八百口あり、寛文十年計簿によるもの云々。（佐古の片岩は■■村に併す）

（佐古）

徳島縣廳（トクシマ）　市内、字徳島（トクシマ）町に在り、阿波國十郡一市を管治す、初め名東縣と稱したることあり。

竹亭記　　　　精里

余嘗自西海、取水路於京坂、及過明石、見■■數隻、朱■而黄■、傍如蜈足、大呼相應、■浪破浪、鳥疾箭駛、望三津口而逝、瞬息間如指甲大、終入煙靄杳靄中而失、快不可言、舟人曰是阿州海舶紅、一日千里者、嘗聞阿之視京坂如比隣、是以穀■綵帛、竹石銅鐵、鹽醬器皿、百貨之漕輸、雲帆波委、無異京坂、加之土壤沃衍、井■櫛密、利便富饒、甲列國、於是益信所聞之不誣。

徳島城址（トクシマ）　徳島市の中央に在り、蜂須賀氏之に居る、王政維新、藩府を撤し、乃ち毀壞す。初め蜂須賀家政其父正勝と共に豊臣氏の部將を以て、四國征伐に從事し、天正十三年、長曾我部の軍を撃破す、功を以て阿波一州を賜はり、此地に築城す、○慶長五年の役、家政（號蓬庵）西軍に與す、而も子至鎮は東軍に在り、亂平ぎ徳川氏本州を以て更めて至鎮に附與す、封土十八萬六千石、後大坂役に功あり、淡路七萬石を加賜せらる合二十五萬餘石、○阿波名勝記云、舊城、天正以來蜂須賀公治城となす、水に臨み山に依り、形勝の地なり、維新以後假りに公園地となし、衆庶の登覽を許す、登覽の人■門より入り、進むこと數十歩石■あり内■に達す、其長數丁、之を渉れば則ち兩旁石■數■、是れ櫓樓の基址なり、■■崛立、其間■■石■、左右荒原數百歩、所々櫻樹を植ゑ、遊覽の場となす、然れども人の賞玩する所、此に在らずして古池の勝に在り、■岸石を■み、■■■■、僅に形勝を占む、又北行して城山に向ふ、■岸■に扶けられて半腹に到る、平地■數十畝、聞く是れ鐘樓■樓の址也、眺を■い■■、則ち紀淡喚べは將に答へんとす、淡海は■して掬すべし。○阿波志云、渭山は島山なり、高十二仞、山勢孤■、狀■■の如く、帶するに大河を以てす、縱三百六十歩横二百五十六歩あり、東海口を距ること一里に足らず、内城二區并に山に在り、郭城環抱して、形勢雄偉、壘壁森嚴なり、初め渭山城と名く、永祿中森飛騨守高次居城す、天正十年八月、秦元親來つて之を拔き、吉田康俊をして留守せしむ、十三年、豊臣公其族秀長及秀次に命して之を攻めしむ、瑞雲公先鋒たり康俊奔る、遂に以て我に賜ふ、明年公其規模の狹小なるを以て、子城を山巓に作り、寺島を以て外城とす、慶長五年、公富岡に避く、既にして東照公歸與す、乃ち之を返し賜はる、十三年徳島と改名し、尋で渭津と改む、延寶六年十月、復徳島と改む、蓋古へは新居郷に屬せり。○按に渭山（キヤマ）は島山の狀、猪の伏せるに似たれば、猪山とは呼びし也、渭津の名も更に之に因る、双子（フタコ）山と云ふも渭山の別名にや、天正九年、織田氏の前鋒阿波を犯し、一宮双子山を陷れし事、信長記に見ゆ、同異不詳。

（渭山）

○**和多都美豐玉比賣神社**（ワタツミトヨタマヒメ）、三代實錄、元慶七年授位、延喜式、名方郡に列す、式記社に海神（ワタツミ）と注したり、今富田浦に在り。神祇志料云、此社は今徳島城内にある龍王宮是也、即安曇宿禰凡海連等の祖神なり、三代實錄に元慶二年二月從五位下山背忌寸大海全子に勅して、山城正税稻三百束を賜ひ、幣を氏神に奉らしめん爲め、阿波國に向はしめらる云々と見ゆ。○按に、三代格に大嘗會の時、當國より戸座をトひ進めし事見ゆ、

勅　戸座　阿波國　阿曇部　壬生　中臣部　若■帶

御宇之時供奉（中略）

天平三年六月

と此戸座は神服使由加持と相并び、阿波國より貢進したる由、神祇官年中行事にも見ゆ、阿曇部は即海部にて其氏神は和多都美神なれば、本社に想合すべし、阿波志云、龍祠は渭山の西南麓に在り、舊は瀕海の地ありしとぞ。○又按に、神代卷に火々出見尊の御歌に「■さく島」の語あり、此地和名抄加茂郷に屬し、今も加茂村の

（和多都美神社）

名は德島市の北部に存す、海部の遺民其古へを傳へん爲め、後世鴨の鄕德島の名を此に立てしにやあらん。(和田及び井上鄕參考すべし)

古事記云、火遠理命(亦名天津日高日子穗々手見命)遣无間勝間之小船、往綿津見神之宮、卽令婚其海神之女豐玉毘賣、故至三年住其國、所產之御子、謂天津日高日子波限建鵜葺草不合命、海神之女獻歌曰、

あかたまは緒さへ光れど白玉の君がよそひし貴とくありけり、

御其比古遲答歌曰、

おきつとり加毛度久斯麻にわが居ねし妹はわすれじ夜のことごとに。

釋日本紀云、鹽土老翁、作無目堅間小船、載火々出見命、推放於海中、至海神之宮、海神則以其子豐玉姬妻之、淹留綿篤焉、已經三年、兒生之後、乃沙海經去、于時彥火々出見尊歌之曰、

瀛津鳥胴茂豆句志磨に(以海神之宮喩若之島)わか寢しいもは忘らじ代の事事に、

滑津　滑山の津の謂にて、德島の舊名なり。俗説辨云、阿波當津記曰、滑津の景たるや、南海に臨みて發津に倚り長川を帶び平原を布き、吾那之島東に峙ち、高越之嶺西に連り、北には鳴門の急灘あり、漲湍暴浪風よりも疾く雷のごとくに奔る、卽海若の匿るゝ所とす。

富田　德島市の南部を富田浦と曰ふ、延寶六年、本藩蜂須賀氏富田に分家し、族飛驒守隆重に六万石を附したる事あり、享保十年、支家正員本家を嗣ぎ、富田邸廢す。文永年中、伊豫の得能又太郎通純六波羅吏部を討伐して、阿波國富田庄を賜ふと云ひ、又河野通久は承久の役北條義時に屬し、宮軍を宇治に攻め、功を以て富田庄を賜ふ由、豫章記に見ゆ。

阿波志云、富田瑞巖寺、臨濟派なり、舊勝瑞村にあり、三好氏十三貫の寺田を捨す、今二百石の祿を給せらる、又大安寺は、瑞巖寺の西に山を隔てゝあり、同宗派に屬す、德島侯の墳寺たり、寺祿二百石、慶長年中建立、敬臺寺亦同く德島侯の墳寺たり、寺祿二百石、元和年中建立。

眉山　德島市の西に接する長嶺なり、甚た高からざるも、江海郊原の間に峙立し、形狀愛すべし。阿波名所圖會云眉山は其形之を望めば實に眉の如し、此山北に大瀧山春日の社持明院、南に勢見山の觀音堂金毘羅の社、中央に瑞巖寺、八幡宮松巖寺元三大師堂等の寶佛靈祀連綿として尊し、古歌に

眉のごと雲井に見ゆる阿波の山かけて漕船とまりしらずも(万葉集)　船王

とあるに因み、近代好事の人、大瀧山の嶺に名つけて眉山ととなふ。

興福寺文書、寶喜二年別會所下文によれば、富田庄并に津田島は春日社領にて、材木并に用途を貢進したる事見ゆ。

持明院　德島市寺島の西に在り、大瀧山と稱す、蓋弘法大師の遺蹤、那賀郡の大瀧山に擬する者とす、阿波志云持明院は舊と勝瑞村にあり、釋宥秀を置く、三好氏十八貫地七段を捨す、管寺十五あり、天正中命じて藥師像二軀を移す、一は勝瑞より移して方丈に安んじ、一は名西郡より建治寺を廢して移し、堂を作りて之を安んず、山名大瀧といひ、甘露閣、三層塔、十宜亭等あり、封祿は百石とす、此山府城を距る西南凡五百歩許に在り、前は海上を望んで、下俯闤闠、三面空濶、方十餘里の間瞭然指すべし、峨巖爭出し、石磴溪に沿ひのぼる、其側に瀑布あり、飛流一條、其水淸冽、塔閣其上に聳え、藥師堂菅公祠左右に對起す、勝景府城第一たり。

(大瀧山)

秋詞　　紫　秋村

觀前半夜月明爽、醉上南山古石壇、鐵笛一聲人不見、桂花如霰拄闌干、

名所圖會云、大瀧山、春は咲さく花のもとに、瀧のいとをくりかへしながめ、秋は八月ちしほの紅葉がくれに、妻よぶ鹿のなく聲をきくにも、から錦たゝまくおしき風景とて、貴賤此處に詣ざるはなし、されば大塔のもとより眺望すれば、山下には卅餘宇の寺院、河東河西の民家、渭水の諸橋、車馬貴賤の往來たゑやらず、德島福島など島〳〵長閑にかすみ、峯をめぐる浪松の風は、君か千歲をよばふるならん、富田の渡には舟をよびてかしましく、仲洲の水鳥の群あそぶは、己がさま〳〵世をたのしみかほなる、才田の濱の鹽竈の烟は、にぎはふ蜑戸のむかしおもほゆ、津田浦の釣船は、ながき日のくるゝを惜み、安宅沖の洲の松のはやし、海原とほくさしいでたり。

津田浦　德島市東南の江濱なり、北側を沖洲(今沖洲村)と云ひ、南側を津田浦(今齋津村)と云ふ、吉野川新町川の分派、德島市に入る者皆之に歸す、東西二十町、南北三四町より十町許に至る。○日本水路志云、小松島より鳴門の大磯埼に至る約十一海里の間は、小松島近傍を除く外、平坦の沙礫濱にして、四川口あり、津田口、別宮口、長原口、粟津口と云ふ、其内部互に聯絡し荷舟を通す、其別宮口は四國中の一大河吉野川の下流にして、川の南側に德島市街あり、此南方に沖洲浦あり、津田浦と南北相對し、和船港を成す、之を津田港と曰ふ。○津田浦は勝浦川八万川の委口に當り、本來は一島なり、浦中に岡陵あり津田山と呼ぶ、此山に古墳多し、石棺の露出するものあり、而も尚埋藏するもの七八所數ふべし。(阿波志人類學會雜誌)

(沖洲)

賀茂鄕　和名抄、名方東郡賀茂鄕、訓加毛。○今加茂村、加茂名村、及び德島市の地に當る、北は別

宮川（吉野川幹流）に至り、西は鮎喰川に至る、南は八万郷、東は海濱とす。

助任（スケタフ） 上下の二村に分れ、其下助任は今徳島市に編入す、上助任田宮は合同して加茂村と改む、徳島の北郊にして別宮川の南岸に居る、海船は別宮口より泝ること一里、助任に繫泊すべし。○阿波志云、助任川は吉野の支流にして、助任村よりして南し、出來島に至つて岐分す、其北する者は城北に從て東し、又分れて福島川となり、東して海に入る、其南する者は田宮川に合し、新街に注いで城南に出で、福島川に合し又東して海に入る。（助任川別宮川に同し）

興源寺（コウゲン） 阿波志、助任の北、大岡にあり、古松競秀皆良材たり、臨濟宗妙心寺に隷す、舊稱福聚寺といふ、釋東[illegible]開基、即官の香火院たり、福聚公廟もと攝津安住寺にありしを、寛永十五年此に移して改名す、先公諸廟編列せり寺田は五百五十石。○興源寺は蜂須賀家の菩提所、國祖至鎭の創建なるべし、福聚とは小六正勝を云ふ、至鎭の祖父とす。

今切（イマギレ） 加茂村大字田宮の西に大字今切あり。阿波志云、今切の眞久寺々域は壘址なり、天正中、三好長治の敗れし所とす。野史云、三好長治義賢子也、住于勝瑞城、奢侈無比、天正三年、長曾我部元親來侵、五年一宮成助惡長治暴、乞援元親、細川眞之亦惡之、三月長治起兵、攻眞之于仁宇山不克、走今切城、眞之來攻、城主篠玄蕃棄城而走、長治遣人請船森志摩守、志摩守諾之、艤而迎長治、時季春霖雨夜暗、船不入助任川、長治俟船而不到、因走別宮浦、遷里正家、成助率兵來襲、長治遂自殺。○三好家記云、仁宇山は難所なりける故に、三好長治寄ることも不叶送時日、然所に一宮長門守成助伊澤越前守頼俊を大將にて後詰を仕、今切へ押寄ければ、長治敗北、遂に自害。

名東（ミヤウトウ） 今加茂名村と改む、大字島田、莊村等あり、徳島市の西に接し、鮎喰川の東岸に在り、後宇多院御領目錄に名東庄年貢二万疋とあるは此邑なり。○莊村の字瀬（ウミ）明神は、蓋海直氏の祖を祭る。（阿波志）徳島の和多都美相參考すべし。○人類學會雜志云、名東村の地藏寺山の前丘に、古墳の破壞せられし者あり、今は完形なしと雖、其一所圓周十五間程の一堆を爲し、一個の石棺を中央に置き、之を圍み七個の石棺排列せりと云ふ、明治維新の頃に、採石工の爲めに材を奪ひ去らる、當時棺中より朱あらはれ刀劍等もありしとぞ、環狀排列の形は、此古墳の一奇と謂ふべし。

徳濟濱（トクサイ） 又南濟田（ミナミサイタ）と云ふ、今津田浦に合せ濟津村と改稱す、新濱は沖洲（オキノス）村へ併入せらる、山城屋濱は八万村へ併せらる。○徳濟濱は元和六年の創始に係り、濟田濱に後るゝこと實に二十二年なり、南濟田濱と稱し、其産鹽は總て藩主の御手鹽と唱へたりと云ふ、新濱は寛永年間、山城屋濱は享保二十年、大濱新田は弘化年間の開墾に係る、本濱に於ても本濱方役所を設け、産出食鹽一俵に付銀貳分五厘の税を徵せしめたり、文化年間に至り鹽價の低落に伴ひ、鹽業衰退せしに際し、時の代官其頽勢を挽回せん爲め、食鹽一俵に貳厘の税を增課し、之を藩府に儲蓄し、此金額は鹽田田積若干に對し若干の額を限り、月別三朱の利子を以て、困窮せる者に貸附するの制を設け、天保三年より之を實行し、以て纔に其目的を達せりと云ふ、又鹹水煎熬に要する燃料は、往昔に在ては薪材のみなりしが、文化四年備後國に至り石炭焚の傳習を受け、之を實施せし以來、松葉等の薪材を用ゐるもの漸く減少し、文政の交に至れば、一人も松葉を使用する者無きに至れりと云ふ。（明治廿八年、徳濟濱鹽田合七十一町製鹽五万四千石）

八萬郷（ハチマ・ハチマン） 和名抄、名方東郡八萬郷、訓波知萬。○今八万村（下八万）上八萬村及濟津（サイツ）村是なり、文字に就きて波知万年と呼ぶ、徳島の西南一里。○八萬川は佐那河内村の大影山に發源し、東北流八萬郷を經由し、勝浦川に注く、長五里。

八間浦（ハチマ） 津田港の古名なるべし、今八万村に大字沖濱あり、此歟。勝浦川南より來り、八万川西より來り、此間に滙集し、洲嶼の堆積、時代を逐ふて變するを以て、地形古今の異あり、沖濱と津田港灣は、今數町を隔つ。○平家物語に、阿波國八間と見え、保曆間記に阿波國八間の浦とあり、阿州將裔記には八萬村とあり、皆一所なり。○阿波志云、八萬の下村に犬山（イヌヤ）あり、一名七山（ナツヤマ）と曰ふ、小字累々、貫珠の如し、荒墳其間に散在し、往々石棺を出す。

意富門麻比賣（オホトマヒメ）神社は、延喜式、名方郡に列し、今八萬村に在りて宅宮（イヘノミヤ）と稱す。神祇志料云、蓋妹大苫邊尊を祭る神代紀、妹大苫邊尊、亦名大戸摩媛とあり、（舊事紀に謂ふ所の天神五代）古事記の意富斗能辨神、即是也。○小川氏云、古事記に大山津見神、大戸惑女神とありて、惑は麻刀比と注す、意富戸麻刀比女、蓋之を此に祭る。

夷山（エビス） 阿波志云、八万下村の市原に在り、栖山とも云ふ、細川氏の被官たる篠原佐吉兵衛此に據り、百貫を領せしが、和泉久米田にて戰死せり、其臣庄野和泉守孤子右京を逐ひて之を奪ふ、天正中、長元親之を陷る、阿州將裔記に和泉守八萬村二十四町を所領すと錄す。○南路志云夷山の城には長曾我部元親に頼まれ、庄野和泉在城せるに天正十年の春、織田信長より、三好入道正岩に阿波國を被仰付により、正岩數千騎にて阿州へ下りければ、先に元親に隨し阿州の古侍共、又正岩に屬しけり、同じき年六月二日に、明智日向守信長を討ける由聞えければ、正岩ならびにつき下りし上方勢上洛す、元親之を聞て、

同じき年八月に、武力計りの軍勢にて阿州へ攻入、一宮成助は正岩下りし時、内通の者ありて、夷山にて元親より討はたす。

殖栗郷（ウヱクリ） 和名抄、名方東郡殖栗郷。○今詳ならず、或は疑ふ佐那河内村にやと、式社記に忍久口と注す。

佐那河内（サナカハチ） 八萬川の上游なる山村なり、北は建治山を以て、一宮村と相界し、南に大彩山を以て勝浦郡の瀧村と相界す。

(御間都比古神社)

延喜式、名方郡天石門別豐玉比賣神社は今佐那河内村の天岩門別神社是なり、又同村に御間都比古神社あり、亦式内に列す、蓋長國造の祖神を祭る、御間都彦は孝昭帝の諱とす、即天皇なりと云ふ(板野郡中臣を參考すべし)式社記には、色止命と注せるに徴すべし。神祇志料云、長國造の祖、觀松彦命は何神の子なるを知らず、播磨國風土記にも、彌麻都比古命あり、又父神を載せず、然れども蓋らくは大已貴命成類の神也、其は新撰姓氏錄に長公は大奈牟智神の兒事代主命の後とみえ、續日本後紀に長我孫は事代主神命八世孫なとあり、續日本紀、三代實錄等に據るに、長直世々本國勝浦郡に住みしに、又勝浦と本郡と相接近して、此郡中に大御和神、多祁御奈刀彌神の社あるも、其由緒あればなり、唯た未其明證を得ず。(國造本紀云、長國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、觀松彦色止命九世孫、韓背足尼定賜國造。

一宮（イチノミヤ） 上八万村の西に在り、今上八万の大字と爲す、名方郡の一宮八倉比賣の祠あり、故に名づく、上一宮とは神領村を云ふ。○八坂祇園社舊記云、元亨三年長講堂領、阿波國一宮大粟、三好西郷、觸物領料所、可被相傳旨、被下綸旨。

阿波志云、一宮祠は一宮山上、明神峯に在り、天正以後北麓に移す、或は阿波女神と稱す、即ち神領村一宮は別廟にして、下一宮と稱す、昔と鬼籠野に在りき、三代實錄に、元慶七年、埴生女屋神に從五位上を授くとある是れなり、天正中、廟五間四架、前殿九間五架、樓門六間四架、或は大粟明神と曰ふ、大日寺は同所に在り、昔一宮寺と稱せり、一宮祠を管す、三好氏捨地十二貫、寺田一町三反、神田六反餘あり、山谷幽深なり、谷有り花谷と曰ふ、建治山（コンヂヤマ）西に見ゆ、鮎食川北より流る、建治山には往昔建治寺と號せる一院ありしと云ふ。○按に、一宮は延喜式「名方郡、名神大社、天石門別八倉比賣神」にして長儀御文に、天慶三年承平中海賊討平の御祈ありしを以て、正三位を授け奉る社とす(阿波志一說、參考神祇志料)大粟の埴生女屋神と同神にや、共に一宮の號を冒す、而て矢野の杉尾明神をも、土人八倉比賣神に擬するは其故を詳にせず、又按に景行紀に「皇子豐門別命者三直祖」と見ゆ、此に天石門別八倉比賣神と云ふは、豐門別命に因由なき歟、疑ふらくは天石門別神と其妃二座なるを、後人誤りて一座と爲せるにや、又豐門別と云ふも石門別と云ふも、其名稱相似たれば彼皇子を土俗の傳に天石門別とは申ししにや、天石門別豐玉姬も此一宮と同じ緣由の社ならん。

再考、八倉比賣は式社記に、大宮賣神と注すれば、粟直の人々の祭れるや疑なし、大宮賣は忌部のもちいつくいはれあり、同書に天石門別豐玉比賣をば、天別豐玉比賣と注す、稍不明なれど、海神の豐玉媛にあらざる事を證するに足らん。

一宮城址（イチノミヤ） 阿波志云、此城永祿天正の比、紀成助の居なり、天正四年、秦元親兵二百を置き、十年成助を謀殺して遂に之を奪へり、十三年秋九月、吾瑞賢公家政入て居る、明年公德島城に移り、兵三百を置く、阿州九城の一なり、寛永十五年命有り之を毀つ、高二十丈許、石壘尙巍然たり。○按に成助は田口氏、紀姓、阿州の名家にて世大粟明神の神官なり、三好實賢の妹婿にして、武略を好みければ、戰亂の際に功名を顯へり。阿州將記、永祿九年、平島義助京へ可罷登とて、御用意しける處に、一宮長門守成助かたより、多勢を以て義助の路をおさへ、上洛を留めけり、此子細は松永久秀一宮成助を取たて、京都にすゑんとてなり、成助は彈正がために小じうとなり、三好家はとかく義助を可取立といふ、松永は義助を取たてんといふて、三好と松永と不快になる、此成助は實賢妹婿也長門守と號して一宮に居城す、初は土州元親と心を同じて長治を責しかども、又元親と不快になり、天正十年に阿州夷山にて元親に被討たり。

名方郷（ナカタ） 和名抄、名方東郡名方郷、訓奈加多。○今國府（コク）村是なり、西は名西郡石井村に接し、東南に鮎食川を帶ぶ、北は井上郷なり、徳島の西一里餘。

府中（フチウ） 今國府村と改む、矢野、早淵、中村、和田、岩延等の大字あり、又觀音寺（クワンオンジ）と稱す。○延喜式、大御和神社今府中に在り、印鎗大明神是歟と云ふ、然れども印鎗と名つくるは、惣社にあらずや、不審、矢野の杉尾社を參考すべし。○觀音寺は東大寺文書中、圓樂寺領十九條の條解に見ゆ、

(觀音寺)

圓樂寺領六箇所内、江州善利溜波南所者、當知行無相違、只非分之濫妨也、阿波國觀音寺、東拜師南庄者依惡黨人僞謀被收公、和泉國吉見電田二箇所者、被附長講堂領也、(中略)正應安堵之狀哉之上者、宜及裁斷者哉。

國府址（コフ） 阿波志云、國司廳址は府中村の東に在り、今闢きて田と爲せざ、御所池（ゴショイケ）と云ふ地のみ草生へ、村民敢て墾破せず、又大御和（オホミワ）祠の北に海部（アマベ）城址あり、土俗尼木（アマギ）と呼ふ、又府中城と曰ふ、國分僧寺は矢野に、國分尼寺は石井に在り、共に國府址を距ること遠からず。○延喜式云、阿波國、上國、和名抄云、阿波國々府、在名東郡、本書名

方郡也、行程上九日下五日、海路十一日。

矢野（國分寺）（杉尾神社） 府中の南に接する大字なり、國分寺あり、眞言宗、寛保年中の再興する所なり、現造の堂宇は卑小なりと雖古瓦殘礎の、以て巨構の舊を想ふに足る者あり、此は僧寺とす、北數町に尼寺あり。○矢野の杉尾明神は、神山に在り、相傳へて天石門別八倉比賣祠と爲すも、疑はし、阿波志云、按するに八倉姫社は名東郡一宮なり、寛延の勸進帳序にみゆたり、先輩の說も然り、現此社は郡中の大社なれば、郡中の第一たる社の内にて一宮といひしならむ、此矢野村杉尾社は、大御和神社なるべしさるは杉は三輪神に因由あり。

紀州石垣庄中尾氏文書に、承平六年八月十六日、阿波國北方杉尾より、明神兄廿三才弟十九才、紀國石垣中村へ渡り、彼地にて中尾大明神と崇むる由を載せたり、此矢野の杉尾社は即其明神なるべし。一說に、杉尾社を式内天石門別豐玉姫命と曰へど、亦臆斷を免れず、大御和神とや申すべき。

早淵 府中の南なる大字なり、三好家記（一名三好成立記）に矢野某伊澤某の妻子を、早淵の城に取籠めし事見ゆ、矢野伊澤共に此地の寄士なりしならん。○三好家記云、天正五年、伊澤越前守夜西の城を築きて在るを、矢野駿河守夜討を討せければ、不慮の事にて、纔の人數に切立られ、伊澤も終に被討けり、三好伊右衛門は伊澤知音成ければ、六條村にて聞之、爲に夜西に赴しかども、早伊澤は討れ矢野が人數は引たりと聞えければ、伊澤が居城早淵の城へ押付る所に、敵はや早淵の城へ取籠め、伊右衛門押掛敵を追掃ひ、伊澤が妻子を助け、舍兄一宮長門守に渡す、翌朝一宮大軍を出しけれども、住吉川深く無左右不得渡、川水に隔られ各陣をぞ引にける。（今高志村大字六條）

和田 府中の東なる大字也、阿波志に和田を井上郷内と爲し、和多都美神社は此に在りと定めたり、然れども渭山にも海神祠あり、其是非を詳にし難し。○阿波志云、海神豐玉姫祠は和田村に在り、今は王子と稱す、豫章數株有り、大さ井に四五圍、村舊井上郷に屬せり、神代紀云井上有一湯津杜樹、枝葉扶疏、時彥火々出見尊、就其樹下、徙倚彷徨、又云、彥火々出見尊娶海神女豐玉姫、仍留住海宮、已經三年、三代實錄、元慶七年、授從五位上。

新井郷（新島） 和名抄、名方東郡新井郷、訓爾比井。○今新居村是なり、南新居、北新居、高崎の三大字に分れ、鮎喰川と吉野川の交會所に介在す、西は井上郷なり。（新井は新居の義なる歟、新居の地名讚州に多し。）新井郷は、東大寺文書に新島庄と云ふにあたる、即東大寺御封廿一國二千七百戸の中なる阿波國百煙、板野郡五十烟、那珂郡五十烟の外なる別封とす、其圖書後世に傳ふ、之に由すべし、天平勝寶二年造、國司圖案と署する阿波國新島庄繪圖に、卅町五十歩の條里坪字をあらはす、大略、其北方に大川とあるは、吉野川の流域、東に江とあるは當時本島以東は尙海にして、幾多の江湖ありて、潮汐を通したるを見る、又各町坪の中に、大本圖、宅依圖、新依圖、川邊圖、澤依圖、蒸依圖など字し、町の方區に滿たぬ坪は、其段歩を記入す、又西南の隅に「井條十里枚方里」と標示す、又一帳の繪圖は大川の東西兩岸に田坪を區劃し、大豆處圖五町八段二百歩、川成四町百六十歩の所在を示す、此大豆處圖の西方に道路を南北に引き、之と交叉して川邊關津の線路あり、道の北端に「板野郡與名方郡界」と曰ふ一線ありて、新島庄は板野郡井隈郷（今藍園村）と相堺したるを知る、大川（吉野川の）變移ありと雖、大略の地勢古今の形狀を推知するに足る、又按に新島庄立券、天平勝寶八年のものに「墾田井陸田、肆拾貳町捌段壹佰陸拾貳歩」とあれば繪圖は本來數鋪ありしが、散逸せる也、嘉祥三年の庄司家部財麻呂の解文に、廿條枚方里の外に、十六條桑原里あり、東大寺要錄「天曆四年、新島庄田地八十八町」云々とあれば、後世加墾したる狀をも知る。

高崎 今新居村の大字なり、延喜式、天佐自能和氣神社は高崎の字和氣の地に在り（神祇志料）蓋海部の祖神ならん。○三好家成立記云、天正五年九月八日、早天に一宮長門守成助井谷帶刀計正は人數を揃へ、一宮下町より八幡富田を打廻、助任へ渡り高崎表に打出、旦の原を南へ一宮を志す、勝瑞に在城せし淡州勢、延明の藪端より五百騎にて待請切て懸る、成助兄弟一の宮へ引取る。

井上郷 和名抄、名方東郡井上郷、訓井乃倍。○今南井上村、北井上村是なり、南井上に大字井戸遺る、村名には專ら井乃宇邊と呼ふ。○阿波志に、神代紀、彥火々出見尊海神の宮に至りましして「井上有一湯津杜樹、就樹下徙倚彷徨」と錄するは蓋本郷の地と爲すと論す、凡阿波には海神の舊民の居住したる事は、微證明了すと雖、神代の所傳の地の是非は究め難き者あり、後の考覈を竢つと云爾（古事記には「海神之宮門傍、井上有湯津香木云々」に作る、亦是耳）

妙照寺 阿波志云、寺井戸に在り、壽永中田口成良の香火院と爲す、源義春重造す、三好氏十三世を拾す、天正中兵燹に罹て廢せり、慶長中、釋良[illegible]重造す、諸坊の址存せり、堂中に藥師の像及び十二神將像を安ず、前に池あり龍池と稱す、中に辯才天祠あり、俗傳昔蟒有あり、藥師寺政村射て之を殺せりと、政村は日奉氏にて、藥師寺阿波守と稱し、井戸に居る、東國小山氏の族長村の子なり、政村の子政氏左衛門尉に任す、其族薫村田、田村、等あり。

花園 今南井上村の大字なり。阿波志云、花苑御所の事は平家物語に在て、館址花苑村に存す、豫章記、北郡花園

と云ふ、亦此。○豫章記云、元暦元年、平家は河野四郎通信を攻んとて、二手に分て四國へ渡り給ふ、越前の三位通盛は、阿波國北株化同御所に付玉ふ、能登守教經讃岐國矢島の御所に着玉ふ。

芝原（シバハラ）　今北井上村大字芝原あり。眞珠院は眞言宗、細川氏の由緒ある地にて、久米安藝守と云者、天文中居館す。（阿波志）○三好實記、細川持隆の家臣久米安藝守と云者あり、芝原に在城して、三好實休が同也、然とも實休が主君持隆を殺す不義を惱み、實休を討んと議す、芝原と勝瑞と其間一里也、于時一の宮長門守と云者實休が妹聟也、久米安藝守まづ一之宮を責取り、中富表迄押出す、久米も人數を黑田表に押出す、其間に川を隔たり、久米が陣小勢なりければ、實休が兵鬨を揚て切て掛、安藝守は寺の中へ籠入て、四方八面に追散し自害す、義廉子息は乳房を含み乳付信にして播州赤松が館へ落たり、天文二十一年の事とす。（黑田は芝原の東にて同じく北井上村の大字なり）

鮎食川（アクヒ）（黑田）（脚咋）　上流を上山川（カミヤマカハ）と曰ふ、名西郡上山村の上分（カミブン）なる燒山寺山（シヤウサンジヤマ）に發源し、東北流、神領（シンリヤウ）入田を經て、名東郡に入り北流、高崎に至り吉野川に會す、長凡十里。（此河邊を上古脚咋と云へし歟、脚咋王の事海部の宍咋の條に出づ。）

名西郡

名西郡（ナノニシ）（ミヤウサイ）　舊名方（ナカタ）郡の西部にして、寛平八年分割せらる。和名抄、名方西郡に作り四郷あり、今石井村外十一村に分つ、人口四万五千、郡衙は石井に在り。名西郡は元祿年中一萬七千石、寶暦年中二万四千石、明和年中二万六千口、寛政年中三万一千口の計數なりき。

櫻間郷（サクラマ）（高川原）　和名抄、名方西郡櫻間郷、訓佐久良萬。○今高川原（タカガハラ）村是なり、大字櫻間存す、南井上村（名東郡）と相連接し、石井村の北なり。○阿波志云、櫻間は東西の二村に分れ、東村に壘址あり、竹園及び隍之を環る、承平年中、櫻間行直此に據る、壽永元暦の間、紀成良亦據る、嘉暦の間源宗家爲に居る、西村に成良（シゲヨシ）八幡祠あり。又云、田口成良は紀姓にて、民部大輔に補せられ、阿波大輔と稱し、壽永の亂に平氏に隨從し、又源氏に降る、其弟櫻庭介能遠は勝浦に源氏の軍を拒ぎ戰死す、成良の子成直は田内左衛門と稱し、父と共に源氏に附嚮す、其裔孫天正中成安に至り、長曾我部氏に亡ぼさる。○按に田口氏は姓氏錄に列し、紀姓の家なるべし、藤姓源姓に混するは非なり、田内は田口の訛にて成良は平家物語に市能にも作る、或は此家の通字なり、蓋本州一宮大粟明神の神職を兼ねたる家にて、一宮長門守成助と云も一族たること明白とす、大粟明神は一稱田口明神と曰へり。

名所圖會云、櫻間池は夫木集に「鏡とも見るべきものを春くればちりのみかゝる櫻間池」と云一首を傳へり。名勝記云、文政年中、國公蜂須賀君、藩府より櫻間池の勝を聞はる、乃ち還に役を起し土山を裝出し、櫻松を駢植し汚泥を決除し、古池の美に復す、大石を海部郡東由岐浦より取る、俗に蛙石と喚ぶ、形やゝ蟾蜍の踞するに似たり、其重數千鈞、搬運の勞、莫大の鉅費、其石屹立池頭に在り、以て池景の勝を添ふ、萬代不磨の貞珉なり。

土師郷（ハシ）（天神）　和名抄、名方西郡土師郷、訓波之。○今藍畑（アヰハタ）村、高原村なとなるべし、藍畑の東南に接し高原村大字天神の社は土師氏の管轄なる由、阿波志に見ゆ、此近傍は吉野川の水流變遷の爲めに、土地の形狀古今の差異あれば、郷村の區分明かにし難き所なり。

覺圓（カクエン）　今藍畑村と改む、吉野川の南岸にして、阿州名藍の藍田地の一なり、其北岸は高志村と云ふ、即和名抄高足郷の地なるべし。

高足郷（タカシ）（高磯）　和名抄、方西郡高足郷、訓多加之。○今高志（タカシ）村是なり、吉野川の北岸に在り、大字高磯（タカイソ）及高瀬（タカセ）の名あり、舊は吉岡志とも曰ふ。按に吉野川の水今南に轉し、高志村の南を過ぐれども、往昔は高足郷と板野郡大山村の間を流過したる也、河道變遷の蹤跡をとして、其跡を存すと云ふ。○今吉野川は高志村の東にて二分す、一は直に東流す、即本流にて別宮川と稱す、一は北に屈折し板野郡に入る、中富川（ナカトミ）と稱す、其末は三分して長原、里浦、撫養に向ひ、海洋に朝宗す。

今大山村の西分は高足の西域の謂なり、西分大山寺の古簡に「名西郡高磯村大山寺」云々てふ天正十三年七月羽柴美濃守秀長の禁制状あり、證すべし。

石井（イシヰ）（尼寺）（白鳥）　名西郡の小市街なり、今石井村と曰ふ、德島市の西二里、即郡衙の在所とす、國府村と相接比し、國分尼寺（法華寺）の廢址、白鳥神社など此に在り。法華（ホツケ）寺址は尼寺と稱し、礎石を遺し、田の字を大門（ダイモン）と呼ぶ。（阿波志）白鳥（シラトリ）神は、三代實錄、貞觀三年授位元慶七年昇位の事あり、今土俗日本武尊を祭ると云ふ（神祇志料）蓋阿波君の祖、息長田別命を祭る、息長田別は即日本武尊の皇子なり。（日本書紀）

石井村、浦庄村は和名抄の所屬を詳にせず、土師郷にや、又埴土郷にや、此村々は地勢高燥にして、鮎食川大粟山を背にす。○阿府志に、承久の亂に、前守護佐々木經高の一族官軍に應し敗死、中にも高經高兼等は阿州に留守、白鳥城に楯籠れるを、小笠原彌太郎長經攻め圍みければ、高經兄弟鬼籠野の山中に入り自害すと述べたり。

童學寺（ドウガク）　教育史資料云、名西郡城内村（今石井村大字城

之内）に在り、相傳ふ[illegible]空海此地に来り、伽藍を建て、村童を招集し習字を教へたり、故に後此寺を號して童學寺と云ふと、然るに該寺の古き棟札の寫には、傳聞當山者高祖弘法大師[illegible]御寺也、大師童時學手習於此寺給云々、自爾以来[illegible]、流不絶于今、傳法灌頂職衆[illegible]之」云々とあり、又安政五年、江戸昌平教官安積信か撰する所の該寺庭前の碑文にも「在昔弘法大師幼時、遊而樂之、結廬以棲止、焚修之餘、操心翰墨、因[illegible]水、把筆管封[illegible]、[illegible]」とあり、然れは村童を集めて習字を教へたるに非ずして、空海自ら學びし事の如し。

名方神社 [illegible]式、名方郡[illegible]健御名方富命神社なり、奈[illegible]の下方の字を[illegible]、祭る所は[illegible]に同し、[illegible]

埴土郷 和名抄、名方郡[illegible]土郷[illegible]村、浦庄村、入田村などにや、[illegible]三代實録に載する埴生女屋神は、石井村の南西四里、大粟山に在り、[illegible]鮎喰川の上游なる、入田、鬼籠野、[illegible]は埴土郷の地なりしを知る。

（浦） 井上[illegible]入道[illegible]、阿波國浦新庄[illegible]、[illegible]名田[illegible]事、[illegible]之状、[illegible]

建治二年六月日 [illegible] 判 相模守 判

陸奥左近大夫將監殿

此浦新庄と云ふは、今の浦庄村の内なるべし。

入田 石井村の南、鮎食川の邊なる山村也、東は名東郡一宮村に接比す。○船盡宮は入田村に在り、羽辻大明神と云ふ、三代實録、貞觀十四年、船盡比咩神授位、[illegible]一宮は一宮村に在りとも、又[illegible]村、[illegible]村にも在りとも云ふ、今は入田を云ふ[illegible]

長尾氏式社考云、明治二三年の頃、名西郡入田村[illegible]の原に、石[illegible]らを掘出す、其石に[illegible]□□とありて、下は見えず、阿府志にも[illegible]を一宮山中なりやに曰へり、入田のまのの原を、式社の跡とする歟、古き式社記には此神を建御名方神と注す。

建治山 阿波志云、入田村に在り、高さ六百歩、[illegible]建治寺の舊址なり、上に石[illegible]あり、瀑布あり高さ若干丈、左右[illegible]にして、草木叢生せり、上に[illegible]なる者は[illegible]と稱す、下に[illegible]谷、深溪等あり、並に頗る[illegible]なり。

大粟山 （上分下分の二部に分る）鮎喰川の上游の總名なり、神領村、上山村、鬼籠野村等とす、大粟郷は其神領村に在り、此地山嶺四周し、西は燒山寺山、南は[illegible]山、東は建治山、北は[illegible]山等の[illegible]、[illegible]一束して東北に決流す。

[illegible]、久安二年、[illegible]、法華寺[illegible]一宮司[illegible]、以[illegible]八十餘人、御寺内、[illegible]人等、[illegible]（中略）[illegible]之、大[illegible]山住人、[illegible]（中略）[illegible]宅主名東郷住[illegible]人也（下略）

阿川村[illegible]大[illegible]に「[illegible]二年[illegible]」[illegible]「[illegible]」また「大粟山、下山、政所柚宮八幡」などの諸名見ゆ（[illegible]）

埴生女屋神社 [illegible]村大[illegible]神是なり、一宮[illegible]上山川の上游に在り、俗に上一宮と曰ふ、三代實録、元慶七年、[illegible]一宮と[illegible]、[illegible]上下一宮と稱するは、[illegible]

家[illegible]なり、而して下宮は延喜式天石門別八倉比賣神に當ると云へば、八倉比賣と女屋神は同[illegible]からず、不審 ○南紀志云、天正六年、三好存保與州より下りて[illegible]、長治[illegible]、[illegible]、時を得て一宮を攻む、[illegible]して大[illegible]山へ[illegible]、元[illegible]を乞、同八年に元[illegible]の侍大將久武一萬斗[illegible]にて、戰功に一味す[illegible]存保[illegible]もなき處に、[illegible]土左方に付ものおほく、阿波の[illegible]元親領す。

上山 [illegible]村の西南を上山と云ふ、今上分上山村、下分上山村の二と爲る、燒山寺山の[illegible]にして、[illegible]山の間に[illegible]す、[illegible]上山川上山を發し、東北流して[illegible]に至り、[illegible]三十歩にして現出し、[illegible]土人呼んで[illegible]首といふ、又神領入田等を過きて一宮に至り、鮎食川と稱す、一[illegible]にて[illegible]任川に合し、一派は高[illegible]にて吉野川に入る。

燒山寺山 上山村の西、鮎食川の源也、山中に燒山寺あり、[illegible]なり。此山古名は[illegible]山と云ふにや、山の西[illegible]上游にて、才[illegible]村、南は[illegible]川の上游、[illegible]北は高越山[illegible]に接す、[illegible]相連接す。（阿波志云、[illegible]）[illegible]にして、[illegible]す、上に[illegible]、[illegible]三十歩許、此山一に[illegible]山と號す。

阿波[illegible]古云、左右内に[illegible]山寺[illegible]正中二年[illegible]に、

下[illegible] 合田[illegible]内 [illegible]

[illegible]山[illegible]古[illegible]東[illegible]

任[illegible]打[illegible]之[illegible]（下略）

[illegible]山とは今上山村下分に屬し、[illegible]山寺の[illegible]にて、[illegible]方にあたる、左右内といふも下分の内なり。

麻植郡

麻植郡（ヲヱ）　吉野川の右岸に在りて、阿波郡に對す、東南は名西郡、西は美馬郡に至る小郡なり。今十一村に分れ、人口四万五千、郡衙は川島（今森山村大字）に在り。穴吹川の上游なる木屋平村、倒山の地今本郡の所管なれど、形勢全く美馬郡に屬す、故に本篇之を此に割り、美馬郡に係く。

麻植は蓋麻殖に作る、正保以來更定して植字を用ふ、和名抄、麻殖郡乎惠と注し、四郷に分つ。上古、天日鷲命の裔孫此土を相して穀麻を殖ゑ、其所部民を忌部と曰ふ、古語拾遺云、「天富命率天日鷲命之孫、求肥饒地、遣阿波國殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之縁也」と、而して續紀「神護景雲二年、阿波國麻殖郡人、忌部連方麻、忌部連須美等十一人、賜姓宿禰、忌部毗登隅等十四人賜姓連」、[illegible]「[illegible]阿波國忌部人、[illegible]」「[illegible]」などあるを見れば其裔民の職掌を知るべく、（忌部神社を參照すべし）延喜式に麻殖郡より[illegible]の事を見す。中世には麻殖保と稱し、一州の鄕邑と爲る、其地は郡の東部今の牛島村鴨島村、西尾村などに當ることゝし、其事は東鑑に見ゆ。又高越寺莊あり、蓋忌部莊の別名にして、郡の西部より起り、美馬郡の地を兼ねたり。阿波志、古志等に忌部の郷莊は、美馬郡中西、貞光、端山の諸村を指すと云へるは、此郡郷の地を以て和名抄麻殖郡忌部郷と混淆する者也、故に麻植の西界は高越山に限ること、古今不易の地勢なりと知るべし、其高越山の首にて、加字曾を加字部に轉したる歟、今も穀麻を植ゑ商賈紙楮を產す。（阿波志云、麻植郡、元祿中一万四千石、寶曆中一万七千石、二万口、寛政中二万八千口。）

呉島郷（クレシマ）　和名抄、麻殖郡呉島郷、訓久禮之萬。○今牛島（ウシノシマ）、鴨島（カモジマ）、西尾の諸村なるべし。忌部の麻殖保（チエ）とは、呉殿津の住地なりしにや、（阿波志）中世には麻殖保と稱したり、東鑑に依れば「當保者内藏寮済物運上地也」と云ふ。○東鑑、文治二年、前廷尉平康頼法師（本西寂）為恩澤、可當阿波國麻殖保々司之旨、所被仰也、四年、康頼捧歎状、拜領麻殖保保司職、而地頭野三刑部丞成綱、不能許容之間、空手之由訴之、當保者内藏寮済物運上地也、成綱開抑留之間、度々被下宣旨、然者件所濟、而裏頭可中今之旨、被下御書、又云、元仁元年、麻殖保預所左衛門尉清基、與地頭小笠原太郎長經有相論事、清基申云、當保者依重則法師功、自右大將家拜領、子今相傳之處、長經稱謀叛跡、申賜之、長經申云、清基去承久三年兵亂之時、候院中、而遭于當國守護人佐々木彌太郎判官高重之狀云、以男清基之者、雖一人御大切也、麻殖人々奉付御迎神也者、其狀故顯出來之間、有沙汰、被奔捐清基訴訟。延喜式、麻殖郡天水沼間比古神社（アマノミヅヌマ）、天水塞比賣神社（アマノミヅセキヒメ）、二座（今牛島村の高足長に在り）、稱宮日神須目門比賣神社、二座（今西尾村の中内祠、もしくは敷地天足祠是ならんと曰へり）蓋亦忌部氏の所祀なるべし、祭神不詳。（西尾は西麻殖の訛にして、麻殖保の西境なればならん、大字飯尾あり。

（麻殖）（牛島）（鴨島）

阿波古志に收むる、川田村真言院高野福部（タカノイシナ）の寶質に係る文書に、牛島の喜来（キライ）、牛島の中村（貞治三年）等の地名見ゆ、文安五年、柿原（カキハラ）別當より十川先達への譲狀には、鴨部島（カモシマ）、打原（ウチハラ）など見ゆ、永正十一年の[illegible]狀には、智慧島（チヱシマ）あり、又

[illegible]取申、麻殖庄柿原別當[illegible]、合[illegible]一[illegible]事
一牛島殿御一族の子孫　一西河寺住持
一中西殿一族子孫　一乘島殿一族子孫
一政清道分（中略）　一麻附　一國真
一浦之諏訪　一河村太郎右衛門内方、[illegible]
内方、[illegible]飯原後室之子孫
右彼旦那、[illegible]之時、無相違麻殖之十川先達可有引者也、殊に[illegible]貫文に渡候也
永正十一年甲戌十二月日　柿原別當　[illegible]

喜来（キライ）、乘島（ジョウゲンシマ）は今[illegible]島（牛島）に屬し、内原（打原）は森山村を改め、麻附（麻植）は牛島に屬す。

飯尾（イヒノヲ）（舊稱）　今西尾村を改む、三好氏飯尾氏の舊居也、即ち[illegible]の頃飯尾六左衛門[illegible]て、細川家形に奉事し和泉に遊者にて、文明の亂後京師の凄涼を厭したる人、苗字地なるぞ、阿波志に見ゆ、鎌倉幕府以降に傳はる任名の地なるべし。○氏族志云、三善康信從源頼朝、[illegible]、爲問注所執事、子孫世官於鎌倉、貴顯於鎌倉、其分有町野、太田、飯尾、一宮、布施等氏。（作者部類[illegible]平記）

阿波國中使節事在之云々、早尋處之、可致其料之旨相觸上郡諸領主、堅可被加下知候由候也、仍執達如件
文明四年六月十五日　常[illegible]
三好式部少輔殿

者古尚志云、此古簡は美馬郡口山村某氏の所藏とす、其神とは狐憑きの類を云ふ、上郡とは麻殖美馬三好等を指す、常[illegible]は飯尾六左衛門常房の法名也、式部少輔は[illegible]之を云ふ。

名東郡[illegible]本四郎太郎光守、被付[illegible]候、[illegible]也、
仍執達如件
元德二年十月十六日　[illegible]
飯尾[illegible]六左衛門入道殿

着到、阿波國麻殖庄西方惣領、地頭飯尾隼人佐吉連、
同舍弟四郎爲重等、致御供候
右着到如件　建武三年二月廿五日　承了(頓田花押)

川島郷

和名抄、麻殖郡川島郷、訓加波之萬。(今桑川村なり、桑川の大字川島は本郡の衝邊にして、小市街を成す。明治卅二年、德島市より石井牛島を經て、川島町に至るまで鐵道成る、路程凡六里、年を期し上郡に延長すべしと云ふ。○川島は三好國主の頃、篠原紫雲上櫻に築寨して之に居る、蜂須賀氏入部の後は、林助藏入道道感此に居り、食祿五千五百石、以て藩祖を輔佐して軍功多かり、寛永中卒す、

川島は近年桑村と合同し桑川と改む、延喜式、麻殖郡伊加加志神社は桑村の伊加加志山の麓にあり、土人之を日命大明神と曰ふ、式社記に伊香色雄命と注す。阿波志云川島の左右に小島山田の地あり、東鑑、阿波國小島庄、山田庄とあるは此也。

(小島)

忌部郷

(山崎)

和名抄、麻殖郡忌部郷、訓伊無倍、高山寺本注作閇、式社記、伊美倍。(今山瀬村の大字山崎及び學島村などの地とす、忌部山あり、麻殖神此に鎮座す。中世以降、忌部庄の名起る、美馬郡南岸の地方を籠絡し、上下兩郡に跨有したり、應仁武鑑に「細川右馬頭持賢所領、阿波忌部三百町」などある者是なり、古郷と其分界を異にす。

忌部神社

神祇志料云、今山崎村忌部山にあり、阿波忌部の祖神、天日鷲神を祀る、(續日本後紀、三代實錄、古語拾遺、天日鷲神は神魂命五世孫也、(新撰姓氏錄)上古天祖の石窟に隱り坐時、此神天太玉命に從ひ、穀木綿を殖て白和幣を作り奉り、大に神功を著し給ひき、(古語拾遺、舊事本紀)故其功を稱へて麻殖神とも申しき、(延喜式)神武天皇橿原に宮造りし給ふ時、其孫肥饒地を求めて阿波國に至り、穀麻を殖て仕奉りき、其後[illegible]々相承て、麻布衣服等に用て、百姓を惠み給ふ事此の如し、(古語拾遺、舊事本紀)其神裔大嘗會毎に、木綿麻布種々の物を貢き獻るは即其孫也、(古語拾遺、延喜式)忌部氏此國に在る者、世々荒妙御衣を奉る、其族甚多し、名けて御衣御殿人といふ、(三木氏所藏古文書大意)後醍醐天皇、元弘中に至て荒衣貢進を怠る者あり、依て御殿人等毎年二月九月二十三日山崎市に、其族人を會ひ、怠忽なからん事を定む。(三木氏所藏正慶元年古文書)○延喜式云、踐祚大嘗祭班幣、阿波國忌部所織麁妙服、預於神祇官設備、納以細籠置於案上、四角立賢木、著木綿、忌部一人執之前行、阿波人最寄、未時以前供物、到朱雀門下、神服部在前、阿波國忌部、引麁服案、出自神祇官、又云、大嘗祭馬一疋、太刀一口、弓一張、箭二十隻、鍬一口、鹿皮一張、麻布一段、木綿麻各一斤、阿波國麻殖郡所輸、但阿波國献麁布木綿、附神祇官。○又延喜式、麻殖郡天村雲神、伊自波夜比賣神社二座(今忌部山の下村雲鎮坐)その祭神を詳にせねど、蓋亦忌部の所奉なり。○阿波志云、三木重村任左衛門尉、居忌部種野山、仕于南朝、正平七年賜本村、二十二年有勤王功、賜爵賞之、其家今藏正平文應文書若干、又藏文保二年宣旨案、蓋忌部氏之後乎。(美馬の三木を參考すべし、三木文書は眞否相混る)

姓氏錄考證云、麻殖郡三木村に三木氏あり、世系は今失ひて詳ならねど、古文書三十八通を所藏し、忌部氏の裔孫とす、

「下宗□入道、所早任先例、可致氏百姓等沙汰者、右件氏人等雖凡所當狩物代、有限於氏所役者、可致沙汰狀如件
　文應元年十一月」

「下宗時入道、早任先例可爲上御殿人也、右不可隨左右長者也、先例有限爲御殿人之狀如件
　文應元年十二月」

「左辨官下阿波國　應早令備進荒妙御衣事
右權大納言藤原朝臣實泰宣、奉勅大嘗會主基所料、宜仰彼國、依例以忌部氏人令調備、附神祇官之使、早以進上者、國宜承知、依宣行之、會期有限、不得延怠
・永仁六年九月日　右大史中原朝臣」

「大嘗會主基方、當國荒妙御服并由加物等使、混春寬行申荒物進擬雜事等事、款請狀(別申狀具事)如此子細見狀候、任例急可令下知給之由、被仰下候、依執達如件
　正應元年九月廿九日　權左少辨友光
　阿波守殿」

「下勅使御殿人三木右近允事
右於彼右近允者、自往古爲勅使御殿人、致其役之上者向後更不可長者等煩妨之由、勅使殿被仰下候也、仍執達如件
　正慶元年十二月日　御代官　花押
　勅使　神祇權少副　齋部　花押」

「阿波國御衣御殿人子細事
右件元者、御代最初御衣殿人たるうへは、相互御殿人中自然事あらば、是見放聞放べからず候云々、此上は一年に二度よりあいをくわへて、ひやうぢやうあるべく候、會合二月廿三日やまさきのいち、九月廿三日いちを可定者也、仍契約如件
　正慶元年十一月日
中橋正信　地野宗光　高知　安行　永谷吉守
高河原藤次郎大夫　名高河大夫　大坂牛六
今籐進士藤三郎　治野法橋　田方兵衛入道
三木氏村(元弘三年の契約は長者長村首署す)。

式社記に、忌部社の條下とおもはるゝ所に、
志貝夜末比賣社(伊邪那美命)稚宮(天太玉命前座手力雄命)伊加加志社淡膽夜末社(速須佐之男命)玖努師社(大國主神)牟羅久毛社岩戸社(天石門別命)

なぞ見ゆ、本書は寺領所片なれば、傍證なくては、いかにとも定め難し。明治四年、阿波國忌部神を國幣中社に列せられしかど、所在分明ならざるを以て、明治七年殊に使を遣して實檢せしに、麻植郡山崎村瀧宮天日鷲神社即ち忌部神社なることを確定せり、依て社號を舊に復し、祭典を行はる、其分明ならずとは、端山に同名の社ありて、兩各爭へるを以て也。

射立郷（イタチ）　和名抄、麻植郡射立郷、訓伊多知、式社記伊多豆　○今山瀬（ヤマセ）村大字瀬詰及び川田村等なるべし、忌部郷の西に並び、美馬郡界に接す。瀬詰に湯立の字あることを、阿波志に見ゆ。

川田（カハタ）　山崎の西一里、高越山の東麓にして、其南に川田山別枝山中村山なぞの山村ありて、一渓を共にす、木屋平村は更に其南方に在り。○阿波志云、川田八幡祠、建久八年源長清、嘉元三年沙彌空源の棟銘あり、慶長二年には源種有、永享十一年には源教春、天文二年には源元常元龜元年には上野介實等寄進を絶たず。（川田八幡の棟札建久八年のものは眞偽知れず、神主忌部大將早雲高房大夫々副署したり、元和二年の棟札には檀那住友五郎右衛門正次とあり、住友は近世川田村の豪家なりと。）

仁宇大宮白建只、右阿之御候之所、其元之者共少も無別儀可被申候者也、（中略）

（天正十三）九月日　　小六（國主家政）判

田上座五所殿（阿波國古）

高越山（タカゴシ）　川田村の西、穴吹村（美馬郡）の東吉野川の南岸に峙つ、○阿波名勝記云、高越山は里人阿波富士と呼ぶ、西隣穴吹の拜より望れば、則ち峙聳へ一望餘少しも鑑出なし、山中處々亂石怪巖あり、實に州中の高山なり、神司宮址、山頂にして各光寺あり、松樹天に聳す、是皆千年外の物なり。阿波志云、高越山一名は衣笠山又寄居山山と號す、蒼々欝茂、群山を覆壓せり、上に伊弉諾蔵王の二祠あり、其下を高越寺とす、高さ三千歩、花表道を夾めり、頂上を距る凡七百歩にして坦壇あり實風と呼ぶ花樓あり、樹大にして甚高からず、其枝支出す、方十五歩、春時美觀たり、舊六稜室ありしも、今は廢せり。○地學雜誌云、凡四國の高山は、伊豫の石槌山二千三百六十米突、（一万一千八十八尺）を第一とし、劍山は二千二百四十米突、第二の秀嶺なり、讃山寺山、高越寺は僅に六百三十米突、故に讃山の僧徒之に住す、蓋一千米突以上の高地には、人の栖止すること稀有なりと知るべし。

（荒山寺址）

按に、東鑑、建久元年阿波國高越寺莊の名見ゆ、建長二年道家處分帳にも載せ、當時藤氏の傳領所たり、謂ゆる忌部莊の一名にして、忌部氏の僧祝が權貴に結び之を領知せる者ならん、高越山は麻山の義にして、麻を加知又加字曾と訓む、忌部の祖が殖麻せるは即此也とす。○和訓栞云、新撰字鏡に麻また楮をかぢと訓せり、同眞注云延喜式に「凡造紙者、煮麻皮」とあり、菅關集にかうぞの皮を取て、料紙にすかせて、經文を書奉る、ともあり今こぞと云ふに同じと、今又按に、加字曾は本加美曾（紙麻）の義にて、再轉して加字都と爲るか。又靈異記に

粟國名方郡埴村、在一女人、忌部首字日多夜賣（ハニ）子、白壁天皇（光仁帝）代是女奉寫法花經、於麻殖荒山（カヤマ）寺、于時麻殖郡人忌部連板屋、非斷彼女人之過失、以誹謗、故即口喎斜、而展於後而終不直、

とある此荒山、亦麻山に同しかるべし、然れども字書に茂苑とあり、茂繁の義のみにて、麻の意に適せず、不審、又靈名に紫苑（シヲニ）あり、荒山寺（チノヤマデラ）の義なるべし、麻は古語曾とも言とも呼へり。○高越寺は川田村の管内にて、蜂須賀家の時、五十石の寄田あり。

種野山（タチノヤマ）　忌部射立の南なる山谷の總名なり、今三山（ミヤマ）村（大字種野山、川田山（カハタヤマ）、桁山（ケタヤマ）の三あり）東山（ヒカシヤマ）村、中枝村（中村山と別司山を併せたるもの）及び木屋平までをすべたり、（木屋平、三木は大抵を一にするを以て、本篇之を美馬郡に繫く）蓋し忌部氏の管とせる山なり

（川田山と東山に銅坑あり、年毎十萬斤を產す、）

（川田山）

（東山）

（別司山）

「阿波國種野山、在家員數、同御年貢御公事

惣木在家佰貳拾參宇半内

除　東山名十四宇　公方分不存知仕

同名田員數同所當錢　不存知仕

戸山地頭名十宇　不存知仕

同預名十九宇半　不存知仕

同兩名職所當錢　不存知仕

大浦六宇　公方分　自往仕候

定在家漆拾四宇内

十宇半　下別司　十一宇　小氣多

十一宇　大浦　十一宇　見預名

十宇半　見預名　十五宇　上別司

五宇　大三木　五宇　川井

分在家五拾參宇半、分錢百九貫陸佰拾五文

但一宇別二貫五十文宛、春秋兩度宛

頭預名貳拾宇半、分錢肆拾陸貫伍佰參拾五文

但一宇別二貫二百七十文宛、春秋兩度宛

并錢佰伍拾陸貫貳佰拾文

右之色々御公事物注文

中村預名新在家二宇　取上分錢四貫五百四十文

同村御弓正月廻　三貫文　同村請取り昔四百文

同村をちの前の所當一貫八百八十文

同村二日錢百文

右大略注進如件　在地衆

嘉曆貳年三月　山留賢惠

忌部行正

但此本者貞和參年政所書寫　忌部吉久」

「施行　柿平四郎大夫守貞領所
右件領所、東はかつらたに、北はつくたに、下はたけせを限て、先例の宛行所也
さしかのの山のひもちの事、西には大くほのをさかひて、ひきちをさかうへき物也
正元貳年正月日　　正意　在判」
（嘉暦二年御代官願佛の下知狀にけたの名さあるは今の桁山なるべし、嘉暦二年御政所の下知狀に麻殖山加志原大窪の在家云々）

阿波郡

阿波郡（アハ）

板野郡の西、美馬郡の東、吉野川を以て麻殖郡と隔離す、方三里許の小郡なり、今七村に分れ、人口四万、麻殖郡治の兼管と爲す。

本郡は阿州々名の起因にして、和名抄、四郷に分つ。神護景雲元年、阿波板野名方三郡の百姓、凡直の姓を粟凡直と改め賜へと請ふ事、續日本紀に載せたり、一說、神功紀なる「尾田吾田節之淡郡（アハ）」と云ふ地は此歟と云ふは採り難し。○續日本後紀云、山田古嗣寛詳寡言、幼時に母を喪ひ、後母に敬事す、嘗て書傳を讀み、樹靜ならんと欲しても風止まず、子養はんと欲しても親待たずいふに至て、涕泣禁ぜず、巻帙これが爲めに沾濕す、承和十三年、阿波介となる、政に聲績有り、初め阿波美馬二郡常に災に罹る、古嗣至りて坡を築き水を蓄へ、以て灌漑に備ふ云々。○阿波志云、阿波郡元祿中七千八百石、寛政中一万石。

高井郷（タカヰ）

（土成）

和名抄、阿波郡高井郷、高山寺本、法多加爲。（今柿原村、柿島とも云）及び土成（ドナリ）村の中なるべし、秋月郷の東に接する地なり、此に大字郡（今土成村）の名の遺れるを見れば、古の阿波郡家の邑とす。

柿原（カキハラ）

今知恵島（チエジマ）村と合併して、柿島村と曰ふ、阿波郡の東境に在り。○阿波志云、藤原師光、稱近藤、居柿原、平家所謂阿波民部是、初仕少納言信西、信西爲左衛門尉、平治之亂、信西遇害、師光從行、及信西將死、師光剃髮、改名西光、後後白河上皇寵遇日隆、言和歌、見千載集等、有男七人、長曰師高、任加賀守、當日子住柿原、爲紀成良所逐、死于宮河内、次爲民家、稱□井近藤六、爲源義經嚮導。

定條々　當國念行者修驗道法度之事（中略）
一御代官之事、大峰、伊勢、熊野、金峯、高越、何之御代參成共、念行者指置、不可參事
一御□法事、依古高野求中、御中之評義次第可仕候、此人數可依之儀出來候共、法度次第、扶食米にて可打寄事、（中略）天文貳拾壹壬子年十一月

會定柿原別當	岩倉日本寺	大西雲□寺
河田下之坊	□□曾川山	牛島□成寺
浦　妙□寺	大□阿弥陀寺	田宮□福寺
大代至願寺	大谷下之坊	別宮　長床
河端大□園寺	高□地福寺	板西南勝房
板西□花寺	矢野千秋坊	藏本川谷寺

一之宮岡之坊（阿波徴古）

秋月郷（アキヅキ）

和名抄、阿波郡秋月郷、訓安木都木。○今土成村に大字秋月あり、後世高井郷と相混同したる歟、今の八幡村も本郷の中なるべし、細川頼春の寓止せる所也。

阿波志云、源頼春は刑部大輔兼讃岐守なり、細川と稱し延元二年、秋月城に據り四國を領す、觀應三年閏二月、源尊氏鎌倉にあり、十五日源義詮近江に走る、頼春板東板西及一宮等の兵を率ゐて、殊死して戰ふ、軍寡敵せず遂に四條大宮にて死す、其墓は板野郡萩原光勝院に在り。

八幡（ヤハタ）

今切幡伊月（イツキ）等を合同して八幡村と云ふ、八幡宮あり、蓋切幡（キリハタ）の地名に因りて、切幡寺八幡宮等を起せる處とす、切幡は和名抄に「横藏山作田」と注す

切幡寺（キリハタ）

古伽藍廢絶す、大悲閣を遺し、古佛古經猶存する者あり、別當を大野寺と云ふ。（阿波志）寺傳云、得度山は弘法大師曾此を過く、天五采の幡を空中に降し、燦然庭に降す、是に由て堂宇を建て、寺名となすなり、曆應中、三位足利直義六十六基、利生塔を建て、阿波の分は此に置かる、其供養導師は宥□阿闍梨なり、文書今に傳へり。

奉寄進、高野山灌頂院兩界祖師供料所事
合水田貳百四十歩者　在高野御領麻殖庄内眞國字野
開定田貳石伍斗
右當□監者、長和□王□直之御願、常□惠命相續之僧開也、（中略）
正中貳年乙丑卯月日　切幡寺院主法眼信慧

伊月（イツキ）

今八幡村の大字となる、延喜式、阿波郡伊□代主神社此に在り、事代主神と稱す、伊月は禱き祀るの意より名つけしならん。

香美郷（カガミ）

（市場）

和名抄、阿波郡香美郷、訓加々美。○今市香村に大字香美存す、大俣村も本郷の中歟、阿波郡の中央に在り、大字市場（イチバ）は香美の市場なり、近年市香と云ふ無稽の名を命ず。○阿波志云、永久の亂に、宰相中將信成朝臣香園に配流せられ、香美村にて卒去あり其墓は田淵と云地に在り、又此村に「應安二年、仲春中瀚、法眼定全、爲其父建」と銘する碑、并に永和二年とのみ刻める古碑あり。

「右市場村三勝之坊、[illegible]にて代々[illegible]自分持[illegible]人
當田可相[illegible]、一作は不可有年[illegible]、[illegible]年より聊之上
分可相計者也」 慶長九年正月日」
「一於當町、月[illegible]日市を立、萬賣買可仕候事
當町之内[illegible]賣買可仕候、但他[illegible]少も不可出事
自當付國之者によらず、當所[illegible]在候者共、諸役免許
之事
右定[illegible]如件 慶長十年二月日 [illegible]一

建布都神社（タケフツ） 延喜式に列し、續日本紀には、此[illegible]神功紀に見ゆる淡郡所居之神にやと注せり、今香美村の杉尾宮（スギオ）是なりと云ふ（阿波志）按に、神功紀に見ゆる淡郡神は攝州生田に鎮祀り、稚日女命と申す、建布都神（宣島香取大神）と混同すべくもあらず、日尾田[illegible]田猶と云ふも、[illegible]云ふも、[illegible]國に地名存す、式社記に、[illegible]御名方神所傳之劔子神なりとあるは最信據すべし（此記は鄉名を[illegible]名を録す、近世まで京都押小路家の所藏にて、諸國の中阿波と淡路との分のみ世に傳ふ、其餘は今知れず）[illegible]神[illegible]村云、按に日本書紀、息長帯日賣命[illegible]を[illegible]給ふ條に、[illegible]給ふ[illegible]大鎮同[illegible]て下[illegible]ありや答曰「幡[illegible]出吾居[illegible]田[illegible]之[illegible]神之有也」問また[illegible]りや「[illegible]天事代[illegible]代[illegible]代、[illegible]入[illegible]之事代主神」ありと答給[illegible]なる、[illegible]るか如くにて詳ならねど、[illegible]所居神とあるは恐らくは此建布都神を云へるに似たり、[illegible]事代主神社は[illegible]ら[illegible]れたるも、猶[illegible]事に[illegible]なり。

日開谷（ヒガイダニ） 香美市場の北なる山村なり、今大俣村（オホマタ）に屬す
日開谷の北は大[illegible]山の高峰東西に亘り、讃州と國界を分つ、谷[illegible]は南流三里にして吉野川に歸注す、[illegible]州

久千田（クチタ） 香美市場の西、今[illegible]命村と合併して久勝村（ヒサカツ）と改む。（東鑑云、文治二年、[illegible]保有歎申旨、阿波國久千田[illegible]、[illegible]也云々。[illegible]は三[illegible]大助[illegible]にて、[illegible]三郎と稱す、相州武士なり（阿波志）

伊澤（イサハ） 久千田の西南なる村なり、久千田と共に和名抄[illegible]師鄉の高地にやあらん。天正年中、伊澤越前守賴俊と云ふ[illegible]あり、三好長治を殺し、細川眞之を擁立せんとして成らず、[illegible]州引田城主矢野駿河の爲めに、[illegible]に於て殺されたり、此地の人なりしならん。阿波志には、伊澤村[illegible]原[illegible]は、[illegible]原業[illegible]、其子大和二人を祀ると曰へり、業[illegible]も同時代の武士なり、三好家成立記には、[illegible]原業[illegible]上櫻城にて打死すと云ふ、櫻と云地は伊澤村に在る歟、一說に櫻川島に在りとも曰へり。〇三好記云、大形殿（實休公後長治様）[illegible]原肥前入道自遁と[illegible]の事[illegible]其[illegible]、依之[illegible]原[illegible]正（法名[illegible]）は一家と云知音と云、自遁を近付不義の仕合也とて諫ける、依之大形殿彈正を惛給、其時の落書に

大形の心を空に[illegible]原や猥に立し名社惜けれ

彈正は大形殿に憎まれければ、櫻城に引籠り居たりけり、[illegible]次郎長治[illegible]て[illegible]守井澤右近を被差向、其勢七千中富川を打渡り、向[illegible]なる[illegible]砂地にて、兩大將自馬下りて、此人數の内に[illegible]人は、自身可歸給、[illegible]心一筋に[illegible]は此川水を給て、清き志を見せ給。此川六奈も自沢降せ給、大[illegible]現の立給摩尼珠山（マニシユ）の麓より湧出したる水なれば、則[illegible]神水を大將被申ければ、各川水を存せけり、其より、上櫻の城へ[illegible]押寄、彈正は迚も遁れぬ所也とて、元龜三年七月十六日、城に火を掛、西門切て出、[illegible]程戰て父子一所に討死也。

拜師鄉（ハヤシ） 和名抄、阿波郡拜師鄉、訓波也之。〇今林村及び伊澤村ならん、郡の西境なり。〇此地三（ミ）頭山（カシラ）の下、吉野川の畔にして、阿州上郡（三好美馬）と下郡の交界線にあたる、地勢高下の段階ありて、河中に急灘を生ず。

岩津（イハツ） 吉野川の[illegible]灘なり、[illegible]村[illegible]前に[illegible]、[illegible]其[illegible]異なる者十有三あり、[illegible]灘[illegible]成す、南は即高越山（コウツ）にして、北を三頭山（ミカシラ）と稱す、三頭は林村に屬す、岩津より吉野川の[illegible]口[illegible]（ヘツタウ）まで凡十里

美馬郡

美馬郡（ミマ）（上郡） 阿波の上郡（カミゴホリ）と稱するは美馬三好両郡を云ふ、吉野川の中流両岸に跨り、山嶺四周す、北南方特に[illegible]秀にして、[illegible]山[illegible]あり。美馬郡は阿波[illegible]二郡の西に接し、今十五村に分れ、郡衙を[illegible]町に置き、人口八万を管治す、然れども美馬町[illegible]東[illegible]谷、西祖谷の二村は地形三好に入るべく、[illegible]所管の木屋平村は本郡に歸するを可とす。
和名抄、美馬郡[illegible]美滿、門鄉に分つ、三代實錄に、貞觀二年美馬郡を割き三好郡を置きたる事見ゆれば、本は上郡の總稱美馬と知るべし。中世、本郡南岸の山谷皆[illegible]郡[illegible]部庄の[illegible]なる所と[illegible]れりと云ふ、元祿中、美馬郡一万石、[illegible]四万五千口の計數あり。

薺原鄉（ハイハラ）（拜原） 和名抄、美馬郡[illegible]原鄉、[illegible]波[illegible]波良、高山寺本、[illegible]波以波良。（今江原村、穴吹村などなるべし、江原の大字拜原、穴吹の大字拜は共に[illegible]の[illegible]なり、[illegible]本に波[illegible]とあるは[illegible]れり。
延喜式、美馬郡田寸神社（今拜原[illegible]明神）[illegible]波[illegible]神社（今拜原の[illegible]）[illegible]比賣神社（今拜原の北西なる北壯[illegible]神）など皆拜原に在り、此地も往時[illegible]部氏の住める所にて、諸祀は其所奉[illegible]。

曾江山（ソエヤマ） 今拜原と合同して、江原村と曰ふ、拜原の北なる山

村にして、矢筈山の麓に在り、讃州長尾村に通ずる山徑あり、東は三嶺山を以て日開谷(阿波郡)と限る、此山中に磁器原料たるべき陶土を產す。

穴吹

吉野川の南岸、高越山の西麓、拝原と水を隔て、共に上郡の門戸にあたる村とす、穴吹川は劍山より發源し、此地に來り吉野川に會す、穴吹の大字拝村より高越山に登るべし、又溪澗に沿ふて南すれば、十餘里にて劍山に到るべし。

大島郷

和名抄、美馬郡大島郷、訓於保之萬。(今三島村、脇町、岩倉村など東原郷の西に并ぶ地なるべし。三島村大字小島は大島の訛なり、又之島と呼ぶ。

三谷

今小島と合せ三島村と改む。名勝記云、三谷村は德島府の西十里餘、城址あり、天正以來、[illegible]稲田氏の采地に屬す、其幅員僅に數里、西小島に接し、東[illegible]山を控へ、人口二百、南に[illegible]あり、溪あり大谷と喚ぶ、其源屈曲、怪巖あり瀑泉懸瀉、百丙瀑と稱す、其水淙々として直下し、眞に幽閑の地なり、脇町の南、吉野河を隔つ。

脇

今脇町と云ふ、戶數六百、德島市の西十一里、郡の[illegible]此に在り、上郡の都會なり。保安中、讃岐[illegible]守仲房始めて此に居り、子孫土着と稱り、以て文明中に至る、後三好氏の[illegible]と爲り、城址尚存す、脇は或は和氣に作る○上野八幡宮は、土俗[illegible]權現と曰ふ、(阿波志)或は延喜式、伊邪奈美神社即此と爲す。[illegible]志云、上野八幡宮は其實伊弉冉尊を祭る、此地や高陽爽塏、西南に友内山を望み、東南高越山を望む、山容端嚴、樹木千章、吉野川其下に流る、水光瀲灧、山と映發して畫くが如し、當是冉尊所住の處なるべし。

阿波志云、脇城、在脇町、四州交衛之地、負連山帶芳野河、藤原仲房所據、天文二年、源長慶再營、使稲河守[illegible]則守之、弘治二年、源信幽居此、天正十年、宗我[illegible]之、十三年、[illegible]歸土佐、我[illegible]公命稲田植元守之、置兵五百九城之一也、寛永中毀、壕及井猶存、按藤原仲房稱脇權頭、相傳中御門中納言宗成之[illegible]、[illegible]保安中任讃岐守、娶岡野大領[illegible]之女、生[illegible]、[illegible]之後[illegible]脇町、相[illegible]至仲房、文明中去適伊豫、又有備中守、所謂阿波藤氏是。○地學雜誌云、脇町は讃岐寒川郡より曾江山越を經て南に下れば、其山口に當る、此地四國爭亂の世は、需要害の場所にして、其位置吉野川の中途にあれば、今日も交通の要路に當り、上道(往昔吉野川を經て土佐に達するを上道とし、南部を經るを下道とす)の要路なり、川舟の便宜あり、[illegible]時間にして德島に達するを得

岩倉

脇町の西一里、吉野川北岸の村なり、西北[illegible]安原村に出づる間道あり、山中に瀑布あり、大龍寺と號する古刹あり、貴人云、此に式內田寸神社ありと、

永祿渡たんなの事　阿波國いわくらの先達、式部律師御[illegible]、[illegible]門[illegible]引たんな共に有[illegible]たんなは[illegible]代相傳の私[illegible]也、[illegible]聞[illegible]有要用て[illegible]に五貫[illegible]に見錢貳貫伍百文に永買渡云々

[illegible]元年卯月日　[illegible]珠　[illegible]

南路志云、天正六年の比、阿州岩倉の何某は[illegible]ものにて、[illegible]して土州勢をふせぎ、阿國(加勢を乞はれども、三好正安いかゞおもはれけん、加勢もなければ、日の內に責落され、吉野[illegible]なさは人質を出して降參しければ、[illegible]名[illegible]を大將にて三千餘騎をこめおかる、其後三好正安[illegible]勢三千餘騎にて打出、岩倉近邊生田比[illegible]間を放火し、數度[illegible]あれども、[illegible]たる土佐勢なれば、備を立て一度も敗軍せず。

大村郷

和名抄、美馬郡大村郷、訓於保牟良。○今詳ならず、郡里村などにや、郡里は古の郡家にて、大村とも曰へる如し、然らば大島郷の西に並び、貞光村端山村なども此中なるべし。

郡里

(安樂寺)　(三頭山)

今郡里村と云ふ、脇町の西二里、阿波志云、郡里有[illegible]宮、天正中罹兵燹、[illegible]未[illegible]復、[illegible]大、建松[illegible]、其日延喜式[illegible]、安樂寺、[illegible]名[illegible]寺、學天台[illegible]、建長十一年、[illegible]常[illegible]、常[illegible]千葉[illegible]太郎、上總介平常胤之[illegible]、常清之子也、寛治元年、平時[illegible]千葉氏、常[illegible]乃來高千[illegible]長清、[illegible]居此奉[illegible]、子孫相襲、源長房寄附錢俸十三貫、子院二十五所、隷七十三寺、藏三好氏文書、又云、三頭山在郡里之西、有劍[illegible]山王清[illegible]高十丈餘、有中野[illegible]、[illegible]讃岐安原村、又有[illegible]寺二、日檜[illegible]日[illegible]嶽、往々穿地有佛像、佛器、石[illegible]、玉石之類、[illegible]石猶存、又有虹瀑、高十丈餘、○人類學雜誌云、郡里村の古墳は[illegible]之下と稱する小高き丘の中にあり、土人之を家具の岩屋と云、土人の語るを聞くに、十數年前迄は村人椀を使用したきに付き、二三日間貸玉へと、此墳前にて云ひ置き、明早朝至れば、望む處の物墳前にありき、然るに一人借りたる[illegible]返さゞる等の事ありて、遂に今日の如く貸さゞる樣になりしと、長さ凡四間もある可し、巾は二間程ならん。

劍山

美馬郡の南に[illegible]起す、阿土兩州の國堺に當り、西北は祖谷、西南は[illegible]生谷(土州香美郡)東南は木頭、東北は木屋平、一字と二谷と爲る、標高六千六百六十尺、四國第二の高峰なり、山頂に[illegible]社あり、木屋平(脇町より八里)より登る、四里の[illegible]阻を[illegible]て之に[illegible]る、劍山の神は土俗劍[illegible]と稱すも詳ならず、○名[illegible]記云、劍山の神[illegible]あり、古より[illegible]禁して平日登るを得ず、只毎年六月、數日間庶人の參詣を許す、[illegible]路一里餘、古刹あり龍光寺と曰ふ、[illegible]頂に至るまで、經路竹[illegible]り、已に絶頂に[illegible]れば、四望[illegible]闊、微も遮掩なし、一州の最高山とす。○阿波志云、劍山は山甚だ[illegible]秀にして闔國無比なり諸郡の山川此よりして分る、絶頂に石あり寶藏と曰ふ、亭々として傑れ竪つ、高さ五丈、四[illegible]洞、群[illegible]下に在り

悉く培樓の如し、西南に二石あり、方正にして卓立す、大陽石と曰ふ、[illegible]と曰ふ、其行ここを三百歩にして石あり、[illegible]と曰ふ、不動石と曰ふ、高さ二十五丈

(小屋平) (川井)

木屋平(コヤダヒラ) 又小屋平に作る、今種野山在家の内にして、今も尚存郡の西管とす、川井三木の二村も之に屬す。

木屋平は劔山の東南穴吹(アナブキ)川の上游を曰ふ、大字川井(カハヰ)の南北數里の地を占む、東は種野山寺山、西は半平(ハンダヒラヤマ)山に至り、山谷最も険し、近世まで山士(ヤマザムライ)と稱する舊家あり。○阿波志云、劔山の明神は木屋平の龍光寺に、貞谷の圓福寺[illegible]にあり、此も大劔小劔の二に分れたり、村人は此神を安徳天皇の御劔なりと云傳ふれど、正しくは忌部神なるべし、さて此劔山の祭禮に、山村の女子が白粉をよそほひて、其上に紅を以て、額又頬に十の字を畫く、是は未だ嫁せざる標にて、又神事にあづかる[illegible]、十字を畫く、上古よりの習俗なるべし、其故を知らず。

小屋平氏文書(阿波國古文書所收)

「一宮山之[illegible]、[illegible]了、中略、正平九年九月廿三日

小屋平九郎[illegible]同文、[illegible]郎へもあてたり」

「度々合戰、致忠節之由、[illegible]聞食了、[illegible]神妙、天氣如此、悉之以状

正平十六年七月廿一日　少納言判

大浦兵衞尉館」

「阿波國種野山大浦内地頭國衙式名事

右御方、依致忠節、所宛行也、守先例、可致沙汰之状如件

慶安五年十一月日　武藏守判

小屋平新左衞門尉殿」

小屋平氏は二木氏に帯きたる山中の舊家たりしを知る、天正中まで擁有して之を失はず、後村松と改め、其裔孫今に舊邑に居るとぞ。

三木(ミツキ) 今木屋平村に屬す、舊種野(タネノヤマ)山在家の中にて、忌部

三木氏は忌部氏の人々の開きたる所とす、其[illegible]孫[illegible]の頃より山中に住み、地名を取り三木を以て家號とす、御衣御殿人(ミアラカンド)の家なり、忌部神社及び種野山を參考すべし。

三木氏文書(阿波國古文書所收)

「阿波國種野山内、三木村番頭百姓等、家中候々、下知之事

入口うりさいもくとう山出河流事、かのたらおくやまふんとして、まいねんりやうとの御ねんぐにおいてはかわらいたをもてしんせいの事、せんれいいたり、しかるにきん年においてはかわらいたなんかんのよし、安村なげき申間、用途になされ畢」(中略)

元亨元年十一月日　御代官　沙彌[illegible]佛」

「宛行　種野山國衙分、三木内在家貳宇之事

右於御方、依致忠、貳在家所宛任之状、如件

觀應二年七月廿二日　判

三木[illegible]門尉殿」(氏村)

「阿波國高越寺庄内、西庄爲御恩、可知行旨、依仰執達如件　正平十五年八月日　出雲守□□判

三木太郎兵衞尉殿」(重村)

「三木太郎左衞門尉重村、同致軍忠之由、被聞食候、尤神妙候也、則可有賞之旨、依仰達如件

正平廿二年四月日　阿波守在判

三木帶刀丸殿」

口山(クチヤマ) これは木屋平の北なる山村にして、穴吹村の南、高越山の西南麓、亦穴吹川の谷に係る、延喜式、美馬郡伊射那美神社、此村に在り、八十子(ヤツコ)神社は山の南に接する半平(ハンダヒラ)山村に在り、也須爾現と稱す、此地も往時の忌部氏の住める所にて、諸祀は亦其所奉與

(半平山)

一宇(イチウ) 劔山直北の山谷に一宇村あり、一宇川は北流端山貞光の二村を經て、吉野川へ入る、其上[illegible]、人々、此溪に沿ふて上下する者多し、一宇川には鳴瀧、土釜等の奇觀あり、[illegible]深淵を成す者とぞ。○阿波志云、一宇山、山頗峻拔、[illegible]不可[illegible]、中有一宇川一條、其[illegible]七十有二、大[illegible]、在一宇川西岸、以形[illegible]名、[illegible]十[illegible]、形[illegible]、崖最險絕、下[illegible]不測、[illegible]

端山(ハバヤマ) 一宇川の山谷、貞光村の南二里に在り、部落數多今端山村と曰ふ、字吉良(キラ)に忌部神社あり、(此祠一說、延喜式、所載麻殖郡忌部神なりと云ふも採り難し)又所々に山[illegible]の奇觀あり、阿波志云、[illegible]在西端山[illegible]名、[illegible]如虹、下有石潭、[illegible]一宇川[illegible]、[illegible]三十歩許、名曰一[illegible]、[illegible]北石穴[illegible]、[illegible]名曰[illegible]、洞四步許、其北又有[illegible]、名曰三[illegible]、此間南對高崖、[illegible]其中、[illegible]、在[illegible]山宮平名、深布上懸、俯瞰[illegible]溪、國山第一壯觀、其側多蜂房、大者徑五六尺、大[illegible]所作、蜂大如[illegible]壺[illegible]是也、其上[illegible]石[illegible]、各方一丈、[illegible]

按に端山一宇貞光の諸村は、中世[illegible]部庄[illegible]にして、所々に忌部氏の故跡を傳ふ、端山村吉良(キラ)名の忌部祠の如き其著大なる者とす、[illegible]延喜式和名抄の忌部は此を指せるに非ず、貞光村々民所藏の古棟札に、

上棟、天日鷲命、四國[illegible]、永[illegible]四年辛酉十一月、

忌部神主云々、[illegible]人、平色[illegible]、長[illegible]太郎次郎

となりて、其平色[illegible]は[illegible]村の地名に存す(國郡考所引)と云ふも、亦中世[illegible]部庄の[illegible]たるべし。(阿波志云、[illegible]社は今美馬郡[illegible]部[illegible]吉良[illegible]御所平に在り、天正年中、[illegible]に[illegible]り、[illegible]を留む、貞光村の村田氏の家に、永[illegible]四年上[illegible]の札を傳ふ、札上に書して曰く、天日鷲命[illegible]國一の宮、四國[illegible]、山

(吉良)

上に御堂所二處あり、一は其后に係る、並に大石の方丈餘可りなるを敷き、其外にも亦大石を周回せり、人敢て近づかず、東木屋葉川を隔てゝ、山崎高堂、是を奥内山(ユウウチ)となす、苧取石幣立石有り、更に日名低石橋あり、大籔壁立、其前に石垣あり四周せり、相傳ふ日[illegible]神住する所なりと、備知[illegible]自ら日蓮師の後と稱し、此に至り[illegible]中に隱れ、食を斷つと七日夜、遂に自ら日蓮と曰へり、定光村は吉貝正北一里に在り、本は[illegible]社と曰ふ、[illegible]氏の記に稱す、寛元四年三月、大西小笠原氏、阿波國村里名稱を改め、悉く國主姓名の字を以て號となす、因て美馬里を改め郡里となす、大村を重清宗重二村となす、[illegible]社有る所の山里を貞光社となす、是なり、其[illegible]市は木稻洪管を四方に[illegible]く、今に至りて絶えず、其人[illegible]を着け、青紫線を以て[illegible]る、[illegible]を背に負ふ、其風た古より傳へて近代に至る、木[illegible]葉川あり、[illegible]水上に御祓しつらむ」是なり、此間道路を大下馬と名づく、貞光市外に間道あり、[illegible]人口(カラトクチ)と言ふ、吉貝の西木屋葉川を隔て宮平と曰ふ、[illegible]あり、八十子[illegible]を[illegible]ると、[illegible]石にあり、各方一丈、古塚に似たり、宮内村宮人七十四戸あり、貞光村の西南に半田村あり、半田は[illegible]畑(ハタ)の轉、神子谷あり、吉[illegible]戸[illegible]する所なり、吉貝の南は[illegible]山(イヤ)をなす、印[illegible]山定[illegible]寺あり、更に天岩戸あり、[illegible]大千數人を容る、太古[illegible]見るが如し、相傳ふ天[illegible]處なり、[illegible]は方三里、古[illegible]に[illegible]す、三好[illegible]長の[illegible]願書に稱す、日[illegible]神社は四國の中央に在り、吉貝は四方海を去る十二里と、而て[illegible]州太玉社の記する所に據るに、其中に言へるあり、曰く本宮天日[illegible]、其本社は阿波國[illegible]郡[illegible]吉貝名御所平に在り、天太玉命、其本社は[illegible]部郷毛賀名に在り、八百万神社は吉貝大社の側に在り、大田神社は大田村に在り、[illegible]御前社は貞光村に在り、[illegible]子御前神社は毛賀名に在り、稻倉魂社は一宇吉見に在り、后の社は半田村に在り、大宮神社は穴吹山に在りと、阿波志に吉貝名日[illegible]及び太玉等の神社有ることを載せず、粗漏も亦甚し

貞光(サダミツ)

吉野川南岸、一宇川會合の處なる一村なり、劔山に登[illegible]する者、一宇川に[illegible]らんとせば、此より南すべし、此邊は中世[illegible]部庄と稱し、[illegible]氏の[illegible]多し、端山の條に見ゆる如し。

三次(ミスキ)郷

和名抄、美馬郡三次郷、[illegible]須木、今詳ならず、大村郷を[illegible]郡里村に當てんとせば、三次は重清村半田村などに當るべし、或は大村郷は重清に擬すべく、三次郷は郡里に擬すべしとも曰へり。(又按に、三次は備後國にては、之を三好と訓む、疑ふらくは此なる三次も、本来三好なるを、三好郡分立の後、其遺同を避け、美須木と改め呼ぶことゝなれるにや)

半田(ハンダ)

今半田村、[illegible]山村の二村に分る、東は貞光村に接し、西は三好郡の境に至る、延喜式、美馬郡[illegible]神社(ヘケ)在り、今[illegible]現と云ふ、此[illegible]は式社記に、倭[illegible]命に[illegible]せらる○大[illegible]神社、美馬郡半田村は山の四方を[illegible]み、中に[illegible]と稱する一小丘あり、其頂西南の[illegible]に[illegible]穴あり、[illegible]人[illegible]、十[illegible]、[illegible]行一丈二尺、[illegible]

漆器[illegible]、半田の大久保氏は[illegible]の名匠にて、元祿中の創也、是より先、同地に木地師ありしが、元[illegible]中[illegible]新たに漆工を[illegible]、近村に[illegible]住せしめ、三好郡山[illegible]谷[illegible]出の生漆を用ひて、[illegible]に日用[illegible]器等を製す、[illegible]永四年初めて[illegible]を江戸に[illegible]き、[illegible]土[illegible]に之を保護す、因て[illegible]店を江戸に開く、[illegible]、近時に至りては[illegible]村の栽培法、漆樹の保存法、工人教育法其他一として備へざるものなし、明治十九年[illegible]の[illegible]に依れば、使役工人の戸數は[illegible]工四十九戸、[illegible]工三十五戸、[illegible]工二十戸、[illegible]漆十二戸、其他[illegible]十一戸、合計百二十八戸なり、(半田奥山の二村民口一万餘に及ぶ)

重清(シゲキヨ)

半田の北岸なる一村なり、天正年中、城壘あり、三好方土州勢大西(三好郡を云ふ)亂入の初め、三好方は此にて防禦しければ克たず、○南[illegible]志云、天正六年の春、元親公大西より下郡へ打出て、三好勢[illegible]に重清へ城と云所迄打出、川越に[illegible]あり、重清の城主[illegible]下野守は[illegible]大剛の兵なれども、「[illegible]の入ければ、下野守今は最追と矢倉へ走入て、腹十文字にかき切てふしたり、桑名彌次兵衛[illegible]申さるは、此頭を渡さず、岩倉の城も責給へ、岩倉を責落し、三好正安一國一城にならば、降參する事もあるべしと申ければ、此義尤もと同じ給ひ、吉貝左京進[illegible]を先手にて押よせ責らるゝ、

重清村に、延喜式の小祀(アマツカサ)社三座あり、又古[illegible]數多散在す、[illegible]志云、天津賀[illegible]比古[illegible]、在重清村[illegible]川里、式稱[illegible]國[illegible]、[illegible]生、[illegible]、[illegible]有古塚三、又有[illegible]瓦、古色[illegible]然、往々穿地、得黒玉[illegible]金環[illegible]、及銅器等、[illegible]戸、天正中[illegible]云、[illegible]大[illegible]、在重清村谷口里、即[illegible]東[illegible]、其[illegible]大[illegible]十[illegible]、城主小笠原所[illegible]云。

三　好　郡

三好(ミヨシ)郡

阿波の西境にして、[illegible]土[illegible]三州に[illegible]界に當る、[illegible]は伊[illegible]郡より[illegible]り、吉野川は土佐長岡郡より來り、相會ふて[illegible]を加ふ、[illegible]めて浮ぶべし、美馬郡と一境を成し、方俗上郡と曰ふ、即吉野川の中游なり。○三好郡、今十三村(祖谷山二村を加へて十五村)人口六万五千、郡衙を池田村に置く、池田は三好氏の故墟、中世大西(オホニシ)、又太井(タキ)の莊とも稱し

(西大)

たり。

和名抄、三好郡美與之と訓じ、三郷に分つ。三代實錄云貞觀二年、[illegible]、貞觀十二年、三好郡少領[illegible]、延喜式神名帳には、本[illegible]阿波守護小笠原[illegible]三好氏と號す、細川晴元の時、三好長慶[illegible]名を稱す、子之長、孫元長[illegible]、遂に細川氏に代り京師に號令し、一時の威勢四鄰を制壓したり。

三好の名稱は、和名抄に郡内に三野三津三繩の三郷あるより稱せば、貞觀二年[illegible]時、此三郷の吉祥をこそ[illegible]て、三好と名を附けたるにや、備後の三次郡にも上次下次幡次の三郷あれば、聯想ひ合すべし。

小笠原三好氏の家系明白ならず、南北亂の時、小笠原宮内大輔と云人の宮方たりしこと(阿波郡神宅を見よ)あれば、當時此家は[illegible]と諸氏と共に、宮軍に應したりとおもはる、[illegible](檜林寺[illegible])は[illegible]によ り見るも此人初めて細川賴之[illegible]に隨從したりと知らる、其餘は未考。

三野郷

和名抄、三好郡三野郷訓美乃。○今三野村、三庄村、加茂村、足代村などの地ならん、郡の東境に在り。

(芝生)(金丸)

芝生は今三野村と云ふ、古郷名の遺稱に據る歟、吉野川の左岸にして、北に龍王山聳ゆ。○三庄村は吉野川の右岸にして、古の金丸莊なり、中莊西莊東莊(毛田)に分つ、[illegible]芝生氏正平中の文書に見ゆ、(阿波志)字江口と云部落あり。○鄕宮(今三野村大字)の瀧寺と云ふは、觀世音を祀り、[illegible]、三好家の祖小笠原長[illegible]する所にて、其香火院とぞ。(阿波志)

加茂 此村三庄の西に在り、延喜式、美馬郡[illegible]神社、横田[illegible]此に坐す、(阿波志神祇志料)式社考云、[illegible]は事代主神、横田は食津神と。

足代 三野村の西に接す、吉野山此地に至り[illegible]江上の景、峰[illegible]、石出て[illegible]、壯觀[illegible]、東岸、文治元年「彼加[illegible]一所、在阿波國[illegible]野田保」とあり、阿波志に、三野田は足代村の舊名と云へり。

三津郷

和名抄、三好郡三津郷、訓美[illegible]。今詳ならず、三野郷の西なる地なるべければ、洲津の地なるべし、今晝間村、[illegible]村(大字洲津 井川村(大字辻)などにや、東大寺要錄に「阿波國美馬郡[illegible]五十戸、永[illegible]封、天平勝寶四年」と見ゆ、當時寺封なりしを知る、[illegible]寺は之に因みて起立したるにや。

晝間 吉野川の左岸の一村なり、北に大川[illegible]、其山中を經て、讃州琴平に出づべき[illegible](延喜式、天椅立神社、今晝間村に在りて、天戸[illegible]と稱す。(神祇志料)

(洲津)(半藏寺)

半田藏 大字[illegible]、西山の二に分れ、[illegible][illegible]村の西に[illegible]、[illegible]寺は[illegible]山と號し、[illegible]と云ふ、其奏[illegible]ゐ明を知らず、[illegible]、[illegible](阿波[illegible]名[illegible])寺記云、山不[illegible]高、[illegible]山者、我大師之[illegible]也、大師[illegible]山[illegible]、[illegible]一夕、[illegible]、[illegible]一[illegible]、[illegible]我[illegible]東方淨瑠璃[illegible]王佛命來、名曰金毘羅、今往來此山[illegible]山之間、大士[illegible]於此、大[illegible]、[illegible]王、山[illegible]、乃[illegible]也云々、名[illegible]地[illegible])

井川 [illegible]村の南、吉野川右岸の一村なり、大字辻は[illegible]市を成し、西は池田に至る二里、南は祖谷山の村落に通ず山間の[illegible]場なり。

阿波國[illegible]、井河庄、[illegible]田保[illegible]、所々預也、守先例可致沙汰状、如件

正平廿一年七月 祖山 一集中 政氏 判

池田

三好郡の[illegible]なり、戸數七百、德島市を去る十九里、豫州川之江町を去る七里、今池田村と曰ひ、郡[illegible]を置く。吉野川西南より來り、此に至り凡二十五里急に屈折して東流す。○池田は山間の要害にして、北に讃岐[illegible]、西南は土佐伊豫に山[illegible]を通ず、地形四國の中樞を扼せり、されば古昔三好氏此地に住し、阿州を[illegible]し、子孫大に起り、[illegible]白地に讓當して、四國を[illegible](阿波志)此地は昔田井庄大西と稱し、三好郡大西城と在りし所とす。

井内谷村地福寺[illegible]文書に「[illegible]六天十月、於阿州池田[illegible]書寫了、(中略)藤原[illegible](下略)云々。

大西城址 即三好(小笠原氏)の舊址とす、阿波志云、池田城は山に[illegible]河に枕し、往昔源長清の築きし所也、子孫累代此に據る、天文中、元長[illegible]に移るに及びて、[illegible]之を有す、天正十年、[illegible]長宗我部元親[illegible]之を攻む[illegible]、中內安吉之を守る、十三年[illegible]、國[illegible]一なり、[illegible]牛田氏之に居りしが、寛永中廢す、按に源長清は信濃人、小笠原左京大夫と稱す、源頼朝阿州の守護[illegible]、其子長[illegible]は小笠原彌太郎と稱す、大西に居る、貞應二年、土御門上皇を迎へて土佐より至る、[illegible]守護たり、文永四年、[illegible]所[illegible]阿波小笠原と[illegible]す、其[illegible]國主細川に隨從す、永正中長[illegible]前守と稱し、大に家[illegible]、其子を之長と曰ふ、幼字孫次郎、後又筑前守と稱す、法名希雲、同十七年、上京細川高國と[illegible]川に戰ふ、其子元長[illegible]と稱す、大永七年入京、室町氏を攻む、明年源義晴近江に走る、四年

六月細川晴元を立て、之を奉ず、細川高國は攝津に走る天文元年、晴元京師に歸る、晴元乃ち管領に任ず、元長河内高屋城を拔く、畠山高政紀伊に奔る、乃ち其族を遂て獨り顯本寺に據る、二年高政兵に之を攻む、元長時に兵寡し、因て遂に自殺す、元長二世爾に死し、門地絶盛んなり、伯長慶代つて執事たり、京師に在り、仲は[illegible]賢、叔は久秀、攝津守と稱す、淡路に之きて安宅氏を冒す、季一存は讃岐に之きて十河氏を冒す。○南海治亂記云、三好氏は小笠原長清の裔也、長清阿波の守護職を賜はり當國に移る、是を阿波の小笠原と稱す、世々の後三好郡に住する故に、三好氏を以て氏とす、永正五年に三好筑前守長輝と大内介義興と戰ひ、京都百萬遍寺に於て長輝及び三男長光五男[illegible]川長則と同しく自殺す、永正十七年長輝が長子下總守長秀同四郎[illegible]、ともに細川高國と戰ひ敗て勢州山田に於て自殺す、大永七年三月、長輝が二子筑前守之長入道喜雲、京北白川に於て自殺す、天文二年、喜雲が長子筑前守元長入道海雲、泉州堺顯本寺に於て一揆の爲に自殺す、其子三好筑前守長慶也。○按に阿波小笠原の祖は長清長經の時、何地に居住したるや詳にし難し、其大西に據れるは義長の時なるべし、南北合亂の際、三好氏向背を詳にせず、義宮方屬、已にして細川屋形に奉事し、三好の家名を承け、三好氏是より下館の譜代と爲る、義長[illegible]は非常の材幹、其果敢世に著る、子孫永からずと雖足利の季世の一强藩たるを失はず。

白地（ハクチ）

池田村の西、吉野川の左岸に在りて、水を濶て、相望む、今馬路佐野の二村を併せ、新に佐馬地（サマチ）村の號を立つ、西北に雲邊（ウンペン）寺山、曼陀峠あり、北は讃州、西は豫州の境に至る、三州の交界に當る

白地は永祿中大西備武入道覺用の據れる所にして、天正十年、長曾我部氏の兵之を略す、豐臣氏の南伐に當り、元親出て、此に陣し、督戰克たず、和を決し軍を還す。

西讃府志云、大西氏、系譜には近藤出雲守頼武天用と號く、京師より阿波國三好郡白地村に來り居れり、同郡森井の莊と、讃岐國豐田郡[illegible]井邑とを領せり、頼武の子覺用、天正元年、美馬郡重清の城を攻め、城主重清豐後守を滅し、遂に其城を取て移り居れり、さるを豐後守の一族伊澤備之進兵を發し來り圍む、覺用[illegible]て敗れて三好郡[illegible]開村に走り、[illegible]成寺に入て自殺す、子長[illegible]讃岐に走り三野郡麻の城に居れり、時に大西孫太郎と云者あり、元親に攻められ、下[illegible]開にて兄弟共に自殺すといへり、又一本大西氏系譜に、小笠原左衞門尉武重と云者、應永二十年、阿波伊豫二國の間にて所領を賜はり白地に居れり、武重同州の塚上[illegible]介武俊に至り、始て氏を大西と改む、武俊の子伊[illegible]守、伊勢守の子出雲守、出雲守の子覺養と相嗣く、是非詳ならず。○阿波志云、大西は豫讃咽喉の地なり、永祿年中頼武之に[illegible]す、頼武は三好の族、大西出雲守と稱す、三好郡及び土佐の北部讃岐の豐田郡を侵略し、之を大井城と曰へり、子頼包上野介と稱す、長曾我部氏に[illegible]附す。○南路志云、天正四年、長曾我部元親公阿波[illegible]大西入りの時有る、先覺[illegible]の[illegible]を過て阿波境に上名[illegible]まで、大木一本に[illegible]付て打捨たる村あり、其を過て西[illegible]のほけとて三里[illegible]所あり、大西の領主覺用は三好長治の爲めには叔父なり、此覺用本は出家にて先年當國に寺を持居住せられしなり、此よしみを以て覺用を元親へ折々使者往來あり、覺用[illegible]上野守を人質に遣されたり、先此大西さへ手に入候へば、阿波讃岐伊與三ヶ國の辻にて、何方へ可取出も自由なりとて、元親[illegible]思し[illegible]しきなり、天正五年に、大西へ發向す、何の子細なく大西へ入られたり、覺用は相川の橋爪迄出向て取[illegible]いへども、大西の地の者には、上野守[illegible]内通、發て[illegible]を合せ、覺用をば[illegible]て[illegible]目きれをする間、覺用は相川の[illegible]も[illegible]し、阿州[illegible]の城へ落行、則上野守には

（羽久地）

以前の本領を下され、馬路の土居へ入部す、其大西のうち羽久地（ハクチ）と云所に新城をして、谷忠兵衞に預けらる。又云、天正十三年、羽柴の京勢四國へ押渡るに附きて、元親公の思はるゝには、土佐の本國寄勢ともに難所なれば、三箇國にて防き、つまる所は土州へ引取、難所に要害を構、日本國を敵に請殺さらん事、弓矢の面目是にはすぎずとて、其身は阿州の白地に有て、諸方の手分をして防かれたる心のうちぞふてきなる云々、阿波表には土州勢速々敗軍しければ、羽柴方より扱を以て申入れらるゝは今岩倉一宮兩城落ちは致さぬ中に土佐一箇國にて降參候はゞ、御滿足に思召と被仰、此旨一宮城主谷忠兵衞含、忠兵衞羽久地へ罷越、元親へ御諚の通申聞候、然處に元親以の外に腹立、縱令岩倉一ノ宮を被攻落共、海部表へ引受、一戰すべしと申さる、され共この忠兵衞と申ものは武邊者にて其儀に老案へ罷出、終夜致談合、遂に降參の事に定まる。

雲邊寺（ウンペンジ）

佐馬地村大字馬路の北一里、阿讃の界嶺上に在り弘法大師の開創とぞ。○阿波志云、雲邊寺白地山頂に在り[illegible]帶して、寺院相接し、諸峯上に[illegible]す、雲邊の名空からざるなり、門[illegible]に過ぎ、延暦八年[illegible]かる、眞言を修し、十一面觀音像を安んず、山名は巨鼇、其扁額巨鼇山雲邊寺の六字は、相傳へて僧空海の書する所と云ふ、千手觀音木像は源[illegible]高が置する所、法華經十部は白治二年足利氏の捨する所なり、寛元三年八月、田井の莊野路の内荒野を賜ふ、左[illegible]門尉[illegible]經宣す、慶長元年例に依て律師賴賀に賜ふ、[illegible]基[illegible]す云々との古簡あり。○野史云、天正五年、長曾我部元親の大西に入るや、來屬するもの多し、大西[illegible]之を相模[illegible]に[illegible]し克つことを得ず、元親又に從らずして大西の地を取り、城を白地に築き、而して雲邊寺に登り、寺僧に問ふて曰く、我豫讃を御へんと欲す何如、僧曰く僕[illegible]あれぞ少を以て多を制せ

んとする、夫俟は土州の主なり、何ぞ四國に追ぶべけんや、元親[illegible]はず、十三年[illegible]、[illegible]吉棟[illegible]を使ち紀州を平夷し、進[illegible]して大に四國を[illegible]ずさ、時に元親阿波の大西に在り[illegible]、紀州の[illegible]を爲し、[illegible]羽柴氏[illegible]、以て[illegible]を決せんと[illegible]、已にして[illegible]に[illegible]出し、元親支ふる能はず、

馬路（ウイヂ）　今[illegible]馬路村の大字なり、[illegible]なり。慶長三年[illegible]氏[illegible]寺を[illegible]き、[illegible]し、以て行人の[illegible]なき者を[illegible]しむ、采地十石、伊豫より阿州に入り、第一の山驛なり。〔阿波志〕

三繩鄕（ミナハ）　和名抄、三好郡[illegible]、[illegible]（今三繩村〻云ふは池田の南、中西川崎の邊なり、然らば[illegible]田村[illegible]馬場村も本鄕の[illegible]なるべし、阿波志に據れば田井[illegible]大西[illegible]と稱したる諸村是なり、吉野川南より東り、山城谷を[illegible]、松尾川を川崎に會合す、松尾川は祖谷の溯流なり。

（井田）　田井庄、中西[illegible]之内、[illegible]師信[illegible]、最前御方[illegible]上者、知行不可有相違之狀、如件

康暦二年十二月日　阿波守判

[illegible]殿

（中西）　中西（ナカニシ）は[illegible]三[illegible]村に其大字のこる、田井又太井に作れり、山城谷所久保氏所藏

「太井庄おしめの内ところのくは進退之者也

[illegible]四年十二月廿三日　判」

「御れうの事、てうく申候、近年へつしてせいを入候間山中まつしやさもあれのそくへき者也、[illegible]

永祿八五月五日　[illegible]用　判

ところのくは大夫殿」

山城谷（ヤマシロダニ）　三繩村の南に連り、吉野川の山谷なり、東は[illegible]谷山に至り、西は三[illegible]山を以て伊豫宇摩郡の[illegible]山[illegible]と[illegible]す、此山谷東西四里、南北五里、[illegible]中に數十部落あり、民口六千餘、[illegible]を以て[illegible]す、今山城谷一名[illegible]の三村〻爲る、吉野川は[illegible]て[illegible]山川を併せ初めて舟筏を[illegible]ず、川口（カハグチ）（山城谷村に屬す）を以て[illegible]の[illegible]とし、[illegible]に至り、徳島に降る、水程二十二里許。（山城谷の[illegible]片岩地を貫通する溪流の[illegible]に、[illegible]金を採集すべし、土砂含金の量凡四百万分の六にして、其粒の大なる者は往〻二匁に上る、地質學に於て、之を太古元の砂金床、幷に原生[illegible]の[illegible]は曰ふ也〔地學雜誌〕

大歩危（オホボケ）　山城谷の南、土佐國豐永（トヨナガ）郷の北なる吉野川の[illegible]をおほぼけと呼ぶ、山壁[illegible]立し、岸は高くして狹く、井底を流るる者に似たり、地相最險怪奇絶なり。〔地學雜誌〕云、吉野川は石槌山の東に發源し、縱谷を走り大久保（東豐永村）に至り、地盤に南北の裂け目あり、[illegible]より東北に轉じ急折する所、卽阿波土佐の國境なり、[illegible]より[illegible]横谷をなし、古來有名の[illegible]所なる大歩危の下を過ぎ、川幅狹きも川床深く、大久保より川口に至る五里の間、二百三十尺の直立崖あり、勾配甚だ急なれば、[illegible]流迅[illegible]、隨所小瀑布を爲す、川口に於て伊豫の別子より下る銅山川（伊豫川とも稱す）と遇ふ。又云、太古紀岩層の地方には毛[illegible]の山野なく、又直立[illegible]の岩[illegible]少なるを以て、一般に大則とす、唯往々太古紀岩層地の横谷に於て、[illegible]を見る、池田村及び大歩危の間に於ける吉野川谷の如き是なり、一般に云へば山形平圓にして、傾斜寛に、無數の不規則に走れる[illegible]谷ありて、[illegible]の山を作る、[illegible]木は[illegible]せり。

祖谷（イヤ）　今東祖谷西祖谷の二村に分る、民口一万、吉野川の一支松尾川の山谷にして、劍山の西北麓に當る、

（山[illegible]）古今[illegible]の[illegible]さす。[illegible]、古倫に[illegible]山とありて、昔はナヤヤマと唱へし[illegible]、もしくは

（伊）[illegible]の字を假りて、其オヤをイヤに轉して使用せる也、[illegible]

（屋）祖の一字にてイヤと訓むを古義とす。後世祖谷と書してイヤと云は[illegible]作とす、古[illegible]に伊居とす、又[illegible]山とも呼び祖谷山と書せる[illegible]なし

（[illegible]）地學雜誌云、祖谷は[illegible]地二千四百尺以上の高きに[illegible]、南北七里東西十三里（此里[illegible]）、[illegible]十[illegible]里云ふは、松尾川[illegible]の長[illegible]、其中四里四方人家なし、[illegible]不便を極め、溪澗左右絶壁を爲し、橋梁を架す可らず、[illegible]を編み釣橋を設るもの數所あり、[illegible]、最も著名なり、[illegible]白川に此の[illegible]、構造を稍ゞ異にして、今は[illegible]く跡を止めざれども、祖谷の釣橋（センド）[illegible]去の[illegible]は未だ近きに非ざるべし、[illegible]村落[illegible]名（ミャウ）〻稱す、[illegible]七家あり、[illegible]（三好家[illegible]なり）の血統にして、三[illegible]を傳へ、今代[illegible]中は租稅諸役を免れ、[illegible]あれば兵役に[illegible]の[illegible]を有するのみにて、[illegible]て[illegible]天地に生[illegible]を[illegible]り、事[illegible]の如くなれば、外界の文化に[illegible]なく、[illegible]七家を御居敷と稱す、（祖谷紀行云、[illegible]谷は[illegible]なれど、昔は三好郡なり、[illegible]賀氏の[illegible]世[illegible]、或は[illegible]交中なりとも云ふ、南北遠き所は六里、近きは[illegible]里余、東西遠きは十五六里、近きは十二三里、其地[illegible]にして[illegible]如く、[illegible]く[illegible]所にて、其御[illegible]平家の[illegible]なんどありと世に云ひなす、[illegible]、慶長十一年初めて祖谷へ[illegible]地入る、然れども[illegible]は御[illegible]なりと、[illegible]なる[illegible]なるべし、祖谷山往古は秦（タイ）の庄中西（ナカニシ）の口彌山（クチヤマ）といひける、いつの頃よりか祖谷とかけりとぞ、相傳ふ上古[illegible]子小野[illegible]はじめて祖谷山を切りひらきしと云々、是いかなる人にて何の代なる事を[illegible]らず、其後安[illegible]祖谷に[illegible]なしまゐらせしとか。（阿波志云、[illegible]山、[illegible]山[illegible]、[illegible]、劍山[illegible]南、其中[illegible]、地[illegible]百[illegible]、村[illegible]、[illegible]、不可[illegible]、南北七里、東西十三里[illegible]、傳云、壽永之亂、平氏之[illegible]、子孫十[illegible]、後正平十七年正月、

讃岐守源清氏至本州、徇伊豫土佐讃岐三州、時四州唯祖山不服、天正十三年、蜂須賀公之入也、恃險不服、諭而降之殺其魁六人、國遂乃治。

祖谷の舊土豪は菅生(スゲノオ)、喜多、西山、得善、小河、落合、阿佐、渡邊等いつれも正平中の綸旨御達狀を傳ふ、細川氏に抗敵せること想ふべし、蜂須賀入部の後も、力めて舊慣に依り、招撫を加ふるに止めたり、謂ゆる山侍也。

祖谷山菅生氏文書、

「阿波國坂野新庄中分地頭職、篠原彌三郎入道跡事、爲同國加納郷但波大夫房跡勲功賞之替、所宛行也、守先例可令知行之狀、依將軍家仰、下知如件

建武三年五月十五日　兵部少輔(阿波守)御判

村岡武藤三郎入道御跡」

「參御方致軍忠上者、於阿波國祖山郷内菅生名者、爲本領之由、讃明畢了、不可有相違、彌可抽忠節、依其功可有恩賞之旨、依栗野三位中將殿御氣色、執達如件

正平五年七月日　出雲守時□奉

左兵衛尉殿」

「阿波國八田山三分一地頭職内、下寄來名事、任胤信之讓狀旨、(正平十五年に源信親の去渡狀に下寄來名但[illegible]坂根堂免定とあり)兵粮料所々預置也(中略)正平十二年正月

すけおいの次郎兵衛尉殿」

「阿波國郡原國衙分、所有御寄附八幡宮也、(中略)正平十六年四月

菅生四郎左衛門尉殿」

「阿波國光富保國衙職事、爲恩賞知行、(中略)正平十七年二月　菅生四郎左衛門尉殿」

「阿波國金丸西庄下司職事、爲勲功賞、知行不可有相違之狀、如件　正平十七年十一月　左馬權頭判

菅生四郎兵衛尉殿」

「參御方致忠節者、金丸東庄事、同内下司公文職等加之、所預置也、守先例可致沙汰之狀、如件

永徳元年四月　義之　判

菅生大炊助殿」

祖谷山喜多氏文書、

「阿波國朽田庄地頭職、安房伊豆守跡、爲恩賞知行、不可有相違之旨、栗野三位中將殿御氣色、執達如件

正平七年二月日　出雲守時□奉

小野寺八郎殿」

「於上郡御軍忠之由、及承及候之條、目出度候、此等之子細早々可注進事、御狀如件

正平七年七月日　宮内大輔　判

小野寺八郎跡一族御中」

「阿波國金丸庄、並井川庄等事、爲兵粮料、所々沙汰預置也、任先例可令知行之狀、如件

建徳三年六月日　正氏　判

祖山　一族　中」

同西山氏文書、

「阿波國山西地頭職八分一事、爲兵粮料、所々沙汰預置也任先例可致沙汰之狀、如件

正平廿一年十一月日　政氏　判

西山　兵庫亮殿」

「大島山内赤松之野口三間、穴吹庄内高貫之三間、爲料所可令知行之旨、依仰執達如件

正平廿四年七月日　右馬助　判

西山　兵庫亮殿」

同得善氏文書、

「田井庄中西郷内得善名、雖拜領仕、依貞宗競望、彼御[illegible]其身也、其旨可被存知之狀、如件

正平廿年八月日　爲仲　奉

得善阿波權守殿」

勝浦郡

名東那賀二郡の間に横はり、東は海に至る、一郡全く一山谷に倚る、即勝浦川の流域なり

勝浦郡(カツウラ)

長徑八里、横幅二里三里の間に出入すと雖、勝浦川は屈曲するを以て、長十里に上る、山海嶺澗所々に勝景あり、今人口三万五千、七村に分れ、郡衙は小松島村に在り。

和名抄、勝浦郡は桂と注し、四郷に分つ、東鑑作浦に作る、蓋那賀郡の分地とす、續紀、寶龜四年、勝浦郡領長(ナカ)費人立、三代實録、貞觀三年、勝浦郡人長直大宮貴なぎあるに因り、那賀勝浦は往時長の一邑を割きたるこそ證據すべし。平家物語に「勝浦は昔崇道盡敬皇異賊を平げ給ひしに軍勝ち給ひしより、勝浦と申傳ふ」と錄すれど是は筑前國勝浦の異敵退治の事を牽強したるものの如し。○延喜式、本郡山方比古(ヤマカタヒコ)神社、宇母理比古(ウモリヒコ)神社并に今詳ならず、阿波志云、勝浦郡管轄中二万二千口。

(桂)

篠原(シノハラ)郷

和名抄、勝浦郡篠原郷、訓之乃波良。○今勝浦(カツウラ)村是なり、阿波志に多家良村の本庄に、篠原の字ありと云ふも、本庄は託驚なれば吻合せず、篠原庄即勝浦庄なる由は下に見ゆ、(播州能福寺文書に、勝浦本庄號篠原と見ゆ)北は名東郡八万村津田浦と勝浦川を隔てゝ相對し、東に大境山あり海に瀕む。

勝占(カツウラ)

延喜式勝浦(カツラ)神社今勝占村大字西須賀(ニシスカ)神路山に在り、杉尾明神と云ふ、蓋三座神ならん、書紀通證には勝占社則事代主命也と注せり、阿波志には「俗傳、此地即源廷尉瀬兵之址、故曰勢見(セイミ)山」と述ぶ。○古事談に御室(オムロ)(仁和寺)性信親王、治暦比大一條殿の疔瘡にかゝり給ふ

時、典薬頭は死活を窺せるか、[illegible]的驗ありされば、尾張國荒田庄、阿波國篠原庄を御寄進ありし事を載す、之を平家物語には「御寄進五箇の庄内、下勝はかつらと申候へども、字はかつらと書て候」とあれば、篠原庄の一地なるを知る又勝浦本宮寶記云、此より二十四町隔候て、平明介兵衛と申者こそ城に罷在候、中略今三十町計隔て勝浦宮と云社あり、此能か子息伊内左衛門成直の館なさを候らん、同宮打やとて勝宮に打寄、散々に戦ひし打候に、南八幡宮前をば下馬して参拜し、讃岐屋島へ打通けり。

勝占村大字大谷の北山地内には勝見山觀音寺の舊址なり、天保十四年洪水の時、地藏院の廢墟より多くの瓦出でたるが、中に記名もありて、

「觀音寺　瓦、康暦二年自二月十日始也」

其右に「清瀧大工清音大工道賢」と彫刻したり。○勝占[illegible]

大埼山（オホサキ）

勝占村の東、勝浦川の南なる一嶺にして、日峰と相連接し、海濱に特起す、其岩崖の海中に突出する者之を大埼と云ふ、大埼山には古墳の石槨露出する者ありと一書に記せり。

餘戸郷（アマベ）（尼子浦）

和名抄、勝浦郡餘戸郷。○今小松島村の小松島浦、中田（チウデン）などの地なるべし、中世は尼子浦と云ふ、蓋海人の居留なれば也、平家物語勝浦合戰の條に八間尼子浦とあるは此なり、八間は名東郡八萬村を云ふ。

日峰（ヒノミネ）（中田）

小松島村大字中田（チウデン）の北に聳ゆ、一座の岡陵なれど、海上に特立し、眺望極佳多し。○名所圖會云、日峯の眺望は小松島浦なり、根井横津（ネヰヨコツ）の濱、弁島、和田の浦等に網をひき釣をたるゝ海士小舟、霧たつ秋の夕暮に渚におゝるかりがね、かすみわたれる春の曙に、眺めやるをちこちの風景いとをかし、往時讃岐の屋島にて合戰ありし比源家の兵船この弁島に着し、義經公風波の海上に疲れ給ひける、容貌の凹石の水にて見給ひければとて、鏡石と名くるあり、そこに腰立石あり、今此地の名を漁人にとひ給へば勝浦とこたふ、公よろこび給ひ、田野村恩山寺にいらせ給ふとなり、今尚彼寺に辨慶の書ありとて、弁島の西北に石門あり、又その西に辨天島と云ふ小洲ありて、僧庵を置く。（田野は今小松島村の大字なり）○日峰は芝山（シバ）とも呼ぶ、山下を千代の松原と呼び、阿州にては此浦の景を紀州の和歌浦に比擬す、小松島權現は蜂須賀家の初世に建てし所にて、豐臣秀吉を祭る、又竹林寺あり、細川持常の開く所にて、大寺なりしと云ふも豐公の廟と共に廢頽す。

（山崖）

建島女神命神社（タケシマヒメノミコト）は延喜式に列す、授位の事は三代實錄に見ゆ、今小松島村大字中田の竹島明神是なりと云ふ、此神を式社記に建安比賣と注す

勝浦郡尼子濱、並東山北大辨財天女宮、（蜂須賀家）寄進[illegible]社地砂地谷等附、山林竹木に到迄其方被預置趣、可被得其旨、（中略）元和六年庚申正月日

益田上總介[illegible]政

恩山寺」

蜂須大山其方へ被預置候條、諸木不伐様、堅政道可被申附、（中略）寛永十七年閏霜月　森左　益王

小松島寺澤氏舊記」

寺澤氏文書の中に、中田村と南の瀬賀、小松島浦の横洲習等に植松開田したる事見ゆ、寛永より元祿の間なり。

〔阿波誌古〕

小松島（コマツシマ）

舊小松島浦と云ひ、勝浦郡の海驛なり、今小松島村と改む、徳島市の南二里半、日峯を負ひ、浦濱を前にす、風景佳なり、和田島は那賀郡坂野村の沿海にして、小松島灣の東南を蔽ふ。○熊野新宮文書正應三年、阿波國生夷庄地頭所へあてたる宮主宮實の申状に、

申状に、於小松島津、材木請取之由、湊中上候、

存外之次第候、云々

又安宅浦小山氏文書に、

「阿波國海賊、出入所々、被聞召及、國東御事書并六波羅御施行案文、[illegible]拜見仕候畢、於當國下之旨、[illegible]見聞可申[illegible]候、於[illegible]内[illegible]浦新庄小松島浦之警固、定可[illegible]候由、此條若[illegible]中輩者、且本國中大小[illegible]可[illegible]之状、如件

元亨二年四月日　　預所肥後守[illegible]文

小山右見守[illegible]一

水路志云、和田島は小松島灣の東角にして、北方へ突出す、角上樹木あれども、平低なれば夜陰等に於ては認め易からず、此小松島灣は和田鼻と日峯の間にあり、灣形北東に開き、其口幅一海里四分、灣入一海里、水深六尋乃至三尋、灣底にして僅北風の外、諸風を遮護す、小松島邑は灣の北西にあり、深江あれども水淺く、僅に船は出入するを得ず、人口四千二百。

新居郷（ニヒノミ）（野田）

和名抄、勝浦郡新居郷、訓爾比乃井。（今小松島村の中、大字中郷、芝生（シバフ）、田野等なるべし、又新居見（ニヒノミ）の大字あり、和名抄の訓あやまれり。○延喜式、御縣神社は今中郷（ナカゴウ）に在り、宮分明神と稱す。阿波誌古云、田野村恩山寺の寺鐘は、[illegible]へ移されしが、近時之をつぶしたりとぞ、其銘詞のみを傳ふ、

「阿州勝浦庄多奈田山恩山寺[illegible]

夫當寺者、延暦七年戊辰、弘法大師[illegible]宮也、（中略）文保二年戊午、當山上人[illegible]

元弘三年癸酉、別當大輪[illegible]〔古寺社記〕

篠原庄は高野山蓮華院料、勝浦[illegible]の庄は[illegible]料たる由、[illegible]三年の[illegible]に見ゆ（高野寶簡集）[illegible]

奈ならびに今の田野にあたる。

芝生(シバフ)　今小松島村の大字と爲る、小松島灣の西岸に在り。人類學雜誌云、芝生に横穴あり、其形狀は通常の横穴なれども、構造のいと奇なるは、窓を開き其れに[扉]を設けたるこれなり、窓は東南に面し、渺々たる海上を望む、穴内には土器の破片のみならず、貝殻の出づる事多なり。

託羅(タカラ)**鄕**　和名抄、勝浦郡託羅鄕、訓多加良。○今多家良村、生比奈村是なり、新居鄕の西に接し、勝浦川左右の山谷を占む。

(本庄)

本庄(ホンジヤウ)　は今多家良(タカラ)村と改む、小松島の西一里、阿波志云、本庄は舊名を櫻庭と云ふ、桂浦城址、水田中に小山の特立する有り、これ紀能遠が據りし處なり、元暦二年、源義經攻て之を降しき、今は寺となれり、田林寺と曰ふ、平語に稱すらく、三面泥濘にして、一面に湟有りと。○東鑑、文治二年二月十八日、延尉出船五隻、着阿波國桂浦、率百五十騎上陸、召當國住人近藤六親家爲仕承、發向屋島、於路次桂浦、攻櫻庭介良遠之處、良遠辭城逃亡。○平家物語云、判官船より渚に上りおはしけるが、當國の住人近藤六親家と名のり、降人に出でゝ、此地に平家の後矢射つべき仁は、阿波民部重能が弟櫻間介能遠とて候と申す、いささらばとて押寄せ給へは、三方は[沼]、一方は堀なり、能遠討はたさ[illegible]けん、防矢いさせ我身は落にけり、

丈六寺(ヂヤウロク)　多家良村大字本庄に在り、曹洞宗の巨刹にて、瑞麗山と稱し、結構觀るべし、堂中の[illegible]によれば、此寺本田浦(タノウラ)に在りしを、文和三年、理春尼之を現地に移建し、觀音閣を複す、細川國主成之の時、金岡用兼を請ひ禪院と爲す、觀音の開創は白鳳十年天眞正覺尼なり、此尼もと關東大富浦の婦人、海賊に奪はれて此地に至り、故あり止宿して、丈六の大士を安置す、是阿州佛法最初之場也云々。田祿は蜂須賀氏の時二百二十石を附し、寺宇を修造す、山門、回廊、鐘樓、[觀]音堂、秋葉祠、六殿、書院（經雲院）等存す。○三好家成立記、天正五年九月、矢野駿河守、篠原自遁入道[illegible]三千餘騎にて桑野に發向したりけるが、讃州勢早川表にて失[illegible]を聞、南方を[illegible]北方、船に乘て津田へ渡らんと思ひ、柴山へ人數を上ければ、南方の敵五百計にて跡を慕ひ、[勝]浦川を打越たり、駿河守返合せ戰て、得勝利たり、南方の[illegible]丈六寺に入て、矢野追懸、二百餘討捕る、

(中津峰)

多家良村大字宮井(ミヤセ)中津峰(ナカツミネ)に觀音堂あり、如意輪寺と云ひ、一名利[illegible]たりき。大字八多に、延喜式、[illegible]神社あり、[illegible]今南宮と云ふ、飯谷(イヒタニ)に、延喜式、[illegible]比古神社あり、[illegible]、阿波志[illegible]式内[illegible]と[illegible]に、前社を[illegible]津女とし、[illegible]阿多賀多[illegible]、○本宮より南

(飯谷)

勝浦川を溯る一里にして宮井、二里にして飯谷、飯谷より一里沼江(ヌエ)(今生比奈村)に至る、飯谷沼江の間は[illegible]岸に[illegible]立す、十餘丈[illegible]、[illegible]と稱す、此地は太古紀の[illegible]出し、[illegible]て[illegible]。

生比奈(イクヒナ)　今生比奈村と云ふ、[illegible]名なし、大字沼江(ヌエ)、星谷、生谷等あり、[illegible]川[illegible]に在り、岩松文書に「[illegible]治二年いくいなの庄」「[illegible]生夷庄」とあり、當時[illegible]知たりき。○延喜式、[illegible]社は今沼江の[illegible]是なり、[illegible]同く、長[illegible]なるべし。（[illegible]）[illegible]谷に[illegible]あり、星の岩[illegible]と呼ぶ、[illegible]に[illegible]、[illegible]と呼ぶ、此[illegible]勝浦川の上游は石灰岩之に富むを以て、山谷種々の奇狀を[illegible]るべしと云ふ。

(生夷)

鶴林寺(タワクリン)　生谷(イクタニ)小字[illegible]地(ツルシキチ)に在り、密宗の道場にて、[illegible]堂、三重塔[illegible]、仁王門以下[illegible]字數多ありしが、近年火災に罹る。名所[illegible]會云、鶴林寺は、昔近郷の狩人、猪を射て追ひ來るに、血なかれて本尊の厨子に入りければ、あやしと思て扉をひらき見れば、本尊の御胸に矢あたりて血汝に染給ふ、狩人之れを拜し、發心して身終る迄本尊に奉事しとなり、今[illegible]二王門の下に[illegible]あり、山下は、勝浦川流る。

横瀬(ヨコセ)　又三溪(ミタニ)と云ふ、鶴林寺の西にして、勝浦川の左岸に在り、横瀨津とも稱し、勝浦川の舟[illegible]の利便多し、○地學雜誌云、三溪村[illegible]横瀨津は、勝浦川の舟運此より通ずるを以て、山村各種の産物[illegible]す、山村多く木炭を出し石灰を產す、又谷間は中古紀の[illegible]岩砂岩累層して、石炭を挿入す、正木村其最なるものなり、正木の北に[illegible]白色を呈するは即石灰にて、[illegible]頂瀧あり又[illegible]あり、白堊下部上部[illegible]植物化石は、三溪坂本（今[illegible]村大字）藤川（今高枠村大字）田野々（今[illegible]村大字）などに發見す。

(横瀬三)

灌頂瀧(クワンチヤウ)　[illegible]四里、[illegible]村大字傍示(バウシ)の藤川山(フチカハヤマ)に在り、高百十八[illegible]、[illegible]九尺、中間[illegible]石に[illegible]、[illegible]、[illegible]名狀す[illegible]香あり、晴日日光之を射る時、五彩[illegible]、[illegible]べからず、瀧を去る八町に不動室あり、又灌頂堂あり、之を法[illegible]寺と曰ふ、上谷鶴林寺の奧院と稱し、共に弘法大師の開闢と爲す、山[illegible]絶壁にあたり、[illegible]石の[illegible]あり、[illegible]の[illegible]する所と傳ふ。○名[illegible]志云、灌頂瀧、[illegible]中[illegible]起す、[illegible]べからず、[illegible]して之に上る、[illegible]前に[illegible]ちて入る、入ること二十歩、横さまに石出つ、[illegible]して入る、三石の[illegible]あり、三尊と稱し、其側に二十餘石立つ、[illegible]と稱す、形[illegible]に似たり、又進し四歩[illegible]石あり、甚[illegible]巧なり、一石人立つ普賢佛と曰ふ、[illegible]石[illegible]、之を灌頂壞と曰ふ、其石人石[illegible]乳石と云ふ。

(灌頂瀧)

正木(マサキ)　今[illegible]村と合倂して[illegible]と改む、石炭を產出す。○地學雜誌云、四國の石炭は、獨り阿波に太古紀地層の造山力の爲めに襞みし窪所に、中古紀の砂岩と泥板岩を堆積し、其層中に石炭を插入す、其窪所とは勝浦川水涯に

て、其に正木村に貝層あり、川を挾んで貝岩中に二層相並び、二尺內外の厚さを有し、其貝は[illegible]に屬す。

福原 [illegible]勝浦川の[illegible]福原村を[illegible]、西南は那賀郡、北は[illegible]山[illegible]、此地は地質學者の稱する勝浦[illegible]地なり。[illegible]地學雜誌云、阿波國勝浦川の[illegible]地には中生代に屬する極めて重要なる化石の產出地甚だ多し、福原[illegible]谷には砂岩頁岩礫岩より成れる白堊系地層の斷面ありて、[illegible]に能く露はれ、其層の厚さは二百五十メートルを超えたり、ことに福原谷由岐野々等に露出せるもの[illegible]は貝類化石を包藏し、[illegible]內最も[illegible]多なるは「トリゴニヤ」貝とす、方言之を千鳥貝と稱す、是れ中世代の最上部なる白堊系層に特有の化石とす。

勝浦川 福原村の西に發源し、東北に向ひて屈曲し、[illegible]五十里許、橫[illegible]江を過ぎ北に折れ、[illegible]村に[illegible]海に入る、長凡十五里。橫瀨より以下艇舟を通ずる六里許。

那賀郡

那賀郡 勝浦郡の南、一個那賀川の水域を以て成る、東は海濱に至り、南は海部郡、西は[illegible]土佐國に接す、古は長國と稱し勝浦海部二郡亦其界內なり。今人口九[illegible]、二十四村、外に木頭[illegible]、同村は今海部郡[illegible]屬す。

（那賀川）那賀川は[illegible]州南方の大川なり、[illegible]山の南に發源し、東流二十六里、[illegible]平島二村の間に至り海に入る、全郡の地勢此長流に[illegible]、山谷最大にして、平野は下流二三里の地あるのみ。

[illegible]、和名抄八鄉に分つ、當時尙海部郡なし、[illegible]に至り之を[illegible]、和名抄、和[illegible]海部の二鄉の地を[illegible]ける者とす。阿波志に據れば寬永四年[illegible]に海部郡の名あ[illegible]と云ふ、元祿年中那賀郡四万三千石、[illegible]中五万八千石四万八千口。○那賀郡は又二部に分れ那東那西と稱したる事あり、正保[illegible]之に依り、寬文年中に及び之を[illegible]止す(國[illegible]) 或は[illegible]東郡西[illegible]年中の分割と云ふは[illegible]なり、那東は永祿元龜年間の古城記に見え、那西は[illegible]村內[illegible]樣現[illegible]中の金口鼓、[illegible]蒲村(今[illegible]濱村)五[illegible]王子社享[illegible]二年の[illegible]札等に見ゆと云ふ(阿波志) 大略那賀川の北岸を東郡とし、南岸上游を西郡とせり。

（那東郡）（那西郡）

長國 今那賀勝浦海部三郡の舊域なり、又長邑と[illegible]、後世南郡又は南方の俗稱ありて、山海おのづから一[illegible]を爲す。允恭紀云、天皇[illegible]于淡路島、[illegible]不能至底、唯有一海人、曰男狹磯、是阿波國長邑之海人也、云々、此に阿波國長邑と云ふは追書にして、阿波國を立て長國を之に合同したれば也。國造本紀に長國を[illegible]、[illegible]年の條に、[illegible]浦[illegible]人、[illegible]人、長[illegible]大[illegible]、[illegible]長國[illegible]後[illegible]、且地形を以て之を[illegible]せば、[illegible]は長國[illegible]たるや[illegible]へからず。(國造本紀云、長國造[illegible]觀松彥色止命九世孫、[illegible]定賜國造 と觀松[illegible]は今名東郡佐那河內村に在り、而て此長氏は、同書[illegible](今土佐)の國造は長國と[illegible]同祖[illegible]命の後に出づとあるに[illegible]すれば、三國の一族なるを知る 姓氏錄云、和泉國皇別「[illegible]、長公、大[illegible]命之後也」とも、長[illegible]阿比古長公みな長國造の一族たるや明なり、和名抄本國に和泉鄉あり、蓋古國造の[illegible]邑にして長氏は泉州より[illegible]しいるにや。(延喜式云、[illegible]大[illegible]、[illegible]國所、[illegible]國所、[illegible]各四斗[illegible]四升、阿波國[illegible]所[illegible]、阿波國所[illegible]、同十五斤、[illegible]十五斤、細螺棘甲嬴等二十斤、以上那賀潛女十人所作」とす此[illegible]料[illegible]阿波國[illegible]にて之を貢進す、特に[illegible]物[illegible]を[illegible]よりれる[illegible]は[illegible]部の土[illegible]一[illegible]古[illegible]なり。)

中湖 [illegible]云ふ[illegible]、[illegible]云、なかのみなと[illegible]中、[illegible]、見[illegible]風土記(中湖は今小松島[illegible]に當るべし、[illegible]夜戶は[illegible]にして、[illegible]は[illegible]生田[illegible]なるべければ也。又中を[illegible]は[illegible]の[illegible]れ、比には一律に[illegible]、古[illegible]に名[illegible]を[illegible]しきの、往々[illegible]に[illegible]はしき[illegible]多し、[illegible]此には「中のみなと」は中に、其左右に[illegible]夜戶[illegible]一とも云ふ地形を[illegible]、せば是れ長國那賀郡は古言ナカと[illegible]れるなり、之を[illegible]音に呼ぶは後世の土音にも之をきかず、ナカ川ナカ山と唱ふ。されば風土記に中湖とあるは、其唱呼は正しくナカノミナトなるを、中央の位[illegible]なるに依り、[illegible]を[illegible]りながら特に中の字を採用したる者とす。

坂野鄉 和名抄、那賀郡坂野鄉、[illegible]、今[illegible]村立江村、今[illegible]村是なり、海濱[illegible]の地にして、小松島灣(勝浦郡)の東南を塞ぐ、北方に突出する沙嘴を和田島と云ふ。

（和田島）坂野の大[illegible]八[illegible]宮[illegible]に「[illegible]治三年、阿波國田井庄、羽津宮寺鐘口云々」とあり、田井庄とは此邊の舊名なるか、[illegible]武二年西[illegible]寺[illegible]目[illegible]に、阿波國田井[illegible]あり

（田井）阿波國田井庄御年貢內三十石、[illegible]下也、[illegible]如件、正平四年十一月日 [illegible]

立江 今立江村と云ふ、[illegible]に接する村[illegible]、[illegible]寺あり、橋池山と云ひ、四國巡禮札の一とす。阿波國立江庄之內、北方[illegible]

也、早任先例之旨、可令知行之状、如件

康曆二年二月日　阿波守正氏判（昌山藏）

小山　八郎左衞門尉殿

阿波國古雜抄云、男山文書に櫛淵八幡の庄預りの訴狀につき、前執權の執達狀一通あり、また（櫛淵今立江に屬す）「八幡宮寺領、阿波國櫛淵庄預所、左衞門資村、與秋元左衞門次郎泰恒同舍弟政經等相論所務、條々

一當庄神社佛寺井田畠山野麓原以下事

一地頭沙汰年々所當米事（中略）弘安四年五月」。

今津浦

今今津浦村と云ふ、那東川の東にして海濱に居る、

阿波志云、信行寺正聞寺共に今津浦に在り、信行寺は文明中釋西願の置く所北坊と稱す、本願寺蓮如上人の弟子也、正聞寺は釋淨西の置く所南坊と稱す、同く淨土眞宗を奉じ、寛保中の創建とす。○今津浦の八幡と字する部落に神宮寺とて眞言の一刹あり、當地方に名あり、

當國中在々山里、[illegible]商賣之族、國之者として致商賣之間、他國より入津堅令停止之條、浦々之者共可得其意候、又當村前々之如く、何にて成相の商賣仕、隨分可有附候也

慶長十三年五月日　蓬庵

那東郡今津村

幡羅鄉

和名抄、那賀郡幡羅鄕、訓波良。○今平島村、羽浦村なるべし、平島に大字原あり、那賀川の右岸とす。

春日部屯倉址

安閑紀二年、置阿波國春日部屯倉。阿波志云、此屯倉址は宮倉村、葉浦の里に在り、其基址高くして丘の如し、春日と云ふ地と相傳ふ、屯倉とは天子の米廩にて、公庫穀倉なり。○今羽浦村の大字宮倉是なり

(宮倉)

大字中庄に隣接し、海部街道に當る、富岡の北一里半。

和耶神社

今宮倉に在り、每年追儺の神事あり、俗つけて和耶和耶と云ふ「神[illegible]」按に天孫本紀云「[illegible]

(羽浦)

命十世孫、淡夜別命者、大海部直等祖」と此和耶社は大海部の祖神を祭るにやあらん。○名所圖會云、岩脇（今羽浦村大字）星岩寺は星石山と號し星窟と云ふ洞あり、星墜ちて石と爲る處とも傳ふ。

平島

那賀川口の左岸、海濱に在り、中島浦、原村、古津等の大字あり總べて平島村と云ふ、中島浦は一小港にして河海の船舶之に寄泊す。

平島館址

(古津)

阿波公方の居址也、平島村の古津に在り（阿波志）陰德太平記云、島の公方義植は、撫養に薨去せられ、其子義榮を申して、代々阿州古津村に居住ありけり。○平島公方の裔義種は、天正中蜂須賀家に歸附し、若干の給祿を得て本邑に居る、子孫相繼、文化中に至り退去す、義種は義親の子也。

阿陽志云、平島の西光寺は、眞言宗、天文十六年、右馬頭源義冬の來寓せる所とす。○按に義冬は義維、十二代將軍義晴の弟にして、十代將軍義植の養子と爲る、當時阿波國主細川氏幕府の執權たり、常に將軍の子弟を挾持して爭奪の謀を爲す、三好氏細川に代るに及ひ、亦其遺嗣に仍る、平島公方の家系は六代公方義敎に三子あり、

義敎—八代義政
　—義視—十代義植—義維（養子一名義冬）
　—政知—十一代義澄—十二代義晴—十三代義輝
　　　　　　　　　　—義冬—義親—（平島公方）
　　　　　　　　　　　　　—十四代義榮

阿州將裔記云、足利尊氏公十代京都の公方義植公の長男義冬は、平島の元祖也、永正六年、京都にて生る、母は細川讃岐守成之の女、天文二年都より阿波國へ下向して那東郡平島庄に居住す、天正元年平島にて卒す、義冬都より阿波へ下向の趣は、將軍義植公の御[illegible]を請ひ[illegible]申さ、讃岐守成之の息女なり、然るにこの清雲院殿ふと[illegible]のやうに有之により、義植公不和になり給ふ、其中ゑ子息義冬を少しも寵愛なく、因茲清雲院殿義冬相ともに、天文三年四國へと心ざし下たまひしが、先淡州志筑の浦に暫く住居し給しを、細川讃岐守より迎船を差遣はし、義冬を阿州へ招請し、平島に居置、義冬はじめて阿波國へ來り給ふ時、平島の内西光寺に落着たまふ、依之西光寺領分田地武町餘之年貢諸役物等ともに赦免、墓所も此に在りとぞ。又云、三好黨は永祿八年に謀叛を企て、十三代の將軍義輝公を討果し奉り、則ち阿州平島へ其趣を注進す、折ふし義冬は中風氣ゆゑ、長男義親上洛し、攝津富田村普門寺に陣どり、三好家中は不及云、方々の武士などもはせ來て、已に運を開き給ふべき所に、東國中國兵亂未止、そのうへ信長責上るべき由聞えければ共、むかへて可討勢もなければ、暫く五畿内を取しづめ、信長來らば一戰に可及と相待けり、然處に義親不運にて病氣さし出、普門寺より阿州へ歸るとて、撫養といふ所にて、永祿九年十月八日に被相果。（後永祿十一年、義親の弟義榮上洛して將軍に任せられしも、就職幾日もあらざるに織田信長京へ攻入り、別に義昭を擁立す、義榮は阿波に走り還りしが暴に卒す）

此度阿州表出陣候、於御知分者、全有相違間敷候、此馬[illegible]矢之甲[illegible]足に候、御付料可然候、猶梅谷寺池田甚兵衛可申候也

天正五年八月　元　親（南路志）

平島氏は明和中米九百五十石加增せられ、都合一千百九十石の家領をうけたりしが、文化二年故ありて當地を去り、蜂須賀家の手を離る、平島記一冊世に傳ふ、寛永六年、平島義種が、先祖以來の事歴を述記したるもの也。

大野郷

和名抄、那賀郡大野鄕、訓於保乃。○今大野村、加茂谷村なるべし、那賀川の右岸にして、山谷の口に當る。

東寺文書「平治元年、寶莊嚴院御庄園、阿波國大野庄、

寺行與、米二百五十六石四斗三升、油四石二斗四升」とあり、又建長二年道家處分帳に、大野新庄とあるも此ならん。

那賀山　又長山に作る、那賀川の山谷の總名なり。○天龍寺文書、貞治□□書、

當寺寺領、□□山可有御□□候、將又播□國安田庄寺家分、阿波國那賀山庄内賀茂和食郷、并□等、任御寄進、可爲同寺領候、恐惶謹白(永徳三)十一月日

春屋和尚禪室

加茂谷　今大野村の西、那賀川の谷凡四里許を加茂谷村と云ふ、大□山南岸に當れ、山善木頭井凡の境なり、大瀧寺は空海法師修道の遺蹤にして、寺趾今に□焼たり、山民石灰製造に從事する者あり。○産業事蹟云、阿波國は石灰の地脈廣く且多く、到る處に石灰石の露出あり、居民之を採り、□竈に入れて焼末と爲し、田圃の肥料に供ふ、或は築□用に供ふ、其産地は那賀郡也、明治十八年の調査に依れば、其産額の價石灰石七萬八千餘圓、石灰七千八百圓餘なりと云ふ、製造の創始を得ぬるに、寶政八年の頃、近江國□根の竹内渤兵衛なる者、四國巡社佛開□拜の爲め、那賀郡木井村に來り、石灰の礦脈あるを發見し、村民に諮りて試掘せしに、果して良品を得たるより、歸國後其□末を□士井伊家に具申し、開業せんことを請ふ、井伊家に於ては之を□須賀家に通牒し、終に目的を達し得たるのみならず、蜂須賀家は令して一國一手の製造たらしめしを以て、其嗣子十郎兵衛來って專業に着手したりしが、後ち□浦郡森村那賀郡答島村に於て製造するものあるに至れり、維新以來は各地民家其製造の自由を得て、大に産額を増加せりと云ふ。(加茂谷村大字水井、生比奈村大字森)

大龍寺　又大瀧寺に作る、加茂谷村大字加茂に在り、□は大□の開創、阿州第一の眞言院なり、舍心山(一作捨身)と號す、嘉保年中僧長□中興し、蜂須賀氏の時、寺田五十石を附せらる、本寺は求聞持法の秘場にして、□室、藏善院を置く。佛殿、多寶塔、大師堂、中堂、□□堂、鐘王堂、護摩堂以下十數宇あり。○續日本後紀、承和二年、大僧都空海卒傳の條に曰く、法師十八、信大聖之誠言、望飛焔於鑽燧、攀躋阿波國大瀧之嶽、觀念土左國室戸之崎。

大瀧嶽　阿波志云、大□□は加茂和食二村に亘る、嶺に舊祠あり、山容孤高巍然、老樹蒼鬱たり、斧斤の入らざるもの殆千年とす、其前□峯立せること百餘仞なる者を南捨身と云ふ、橋を架して以て之に通ず、足を投ずるに所なし、後壁又崖あり霞聳す、宛として石筍の如し、則ち北捨身なり、斗絶して通せず、鐵鎖を攀ぢて以て登る、上は楷けて磴を成す、高低参差其間に石龕を安んず、傍わつかに人を容る、須彌山は大□□の南麓なり、或は省きて彌山といふ、古木□□、窟四あり、其一曰く龍窟、口径一丈なり、十歩を入りて深潭あり、深さ測るべからず、石折して入れば、則ち石磐屈起、悉く□□を成す、土人雨を乞ふ石窯あり、滿光大□の如く然り、其二曰く不動窟、□□以て入るに、其内廣さ丈餘、石佛あり、其上は鍾乳頗る下垂す、其三曰く鐘窟、中に鐘の如きあり倒懸、之を叩けば鏘然として聲あり、其四曰く正地窟、口窄くして内濶く、數十人を容るべし。○元亨釋書云、空海得沙門勤操求聞持法、乃躋阿州大瀧之嶽、修供時、天明□□□□。○見聞諸記云、文明六年七月、阿州大瀧寺參詣、別當坊一宿、南北の捨心へ參る、南の捨心に小堂あり、本尊不動也、是は大師求聞持の法勤修の時、帝釋現じ玉ひて、御ぐしを造玉ふ、兩の手をば伊勢御寶作り、御身并に衣裝をば大師造玉ふ、兩の足をば當寺の鎭守和食明神造玉ふ。

大井　今加茂谷村の大字にのこる、古の大由郷なるべし、

山城國下鴨文書、元徳二年の□□□木の下知文に、

「□□□□木千三拾□□、代錢三百五十二貫七百文除□□木者、於阿波國那賀庄内大由郷、□□□□任□交名之旨、可被付進河原之状、□件」

和泉郷　和名抄、那賀郡和泉郷、□伊□□、今長生村、吉田村なぞに當る歟、和泉の名は本莊村に在りて阿波志に見え、中世には竹原庄と號す、本庄今長生と改む。

「竹原御庄政所下　定置五箇所網□□□事　但□□

右以人(中略)永元三年八月

御□預所代　判　大覺寺積山　判　覺王寺山榮　判

西□寺山□　判　五□寺□□　判」

「奉寄進阿波國竹原庄本郷恒吉名内□□之事

合貳段　在所八幡宮前又五郎男屋敷内

右又五郎男依爲罪科人所付上公方也、依□所寄進泉福寺也、仍状如件　文和三年二月

清原氏實判　橘清貞判　(阿波古文書)

(竹原)紀伊國續風土記云、安宅氏は橘姓なり(正平文書)南北朝の頃頼藤あり、足利將軍の命にて淡路の海賊を防ぐ爲め由良に城きて之に居る、觀應二年、田名見氏と共に阿波國竹原庄内本郷を知行し、又牛牧庄を預けらる、文和元年頼藤の一族土杉九郎國常島の地頭と爲る、其後頼藤南方に歸す。(古文書柔家集)

「阿波國警固事、忍人々發向自小豆坂、南方隨打開、爲料所被管領者歟、安宅周參見井合力之輩、可令成其功者天氣如此、悉之以状

正平十四年八月日　勘解由次官　判

安宅備後守館」

「阿波國以南方之闕所并本所領、但天龍寺領并補陀寺領除也、爲勳功之賞所宛行也、相□一族等、可致四國之□□状、如件」

正平十七年十二月日　　　　源　判

安宅備後守殿」

八桙神社（ヤホコ）　延喜式、那賀郡八桙神社、三代實錄、阿波國八桙神授位、今那西那宮内村（ミヤウチ）（今長生村本庄の西に接す）に在り、竹原荘の氏神なり、神宮寺は八桙山と稱す、（阿波志神祇六科）按に八桙は古事記の八千矛神に同じかるべし、即長國造の祖神とす。○明谷寺（アカタニ）（今長生村大字明谷）は貞治五年錄する所の緣起を載む、古刹なり、（寺記に海邊郡明谷寺云々）溪澗明[illegible]にして、樹石奇絕、登陟すれば、頗勝趣あり（阿波志）

（明谷）

隆禪寺（リウゼン）　又立善寺に作る、寶田村の東に在り、眞言宗、嘉保年中大[illegible]の長[illegible]中[illegible]す、[illegible]、往昔は堂塔壯大なりしと云ふも、今の[illegible]は寶[illegible]中の者にして、昔[illegible]からず、所々に[illegible]礎を遺し、境内方八町[illegible]田と[illegible]す、此寺に「竹原[illegible]、[illegible]寺、[illegible]年[illegible]云々」の[illegible]ある鐘を傳來す。

考古雜志云、隆禪寺は村人相傳へて、[illegible]年中の建立と云ふ、嘗て其瓦を見る、其瓦にして量[illegible]貫六百匁横に[illegible]草の紋あり、[illegible]の瓦なり、往時の結構も[illegible]やらる、實に阿州佛敎草創の伽藍ならん。

延喜式、建比賣神社（タケヒメ）は今寶田村の大字[illegible]に在りとも云ふ。

富岡（トミオカ）　那賀川の右岸に在り、一市[illegible]にして、戸數[illegible]百、本郡の[illegible]此に在り、今近傍の諸村、石[illegible]、[illegible]、西路見（サイロミ）等を併せ、富岡と曰ふ、[illegible]島を去る七里[illegible]（西路見は富岡町の東三十町、海濱に在り、其海中に[illegible]間に岩礁五六箇露出す

阿波志云、富岡に廢城あり、稱名牛岐（ウシキ）と云ふ、永祿天正の比、新開道善入道平忠之の據る所なり、[illegible]氣賀氏入[illegible]の[illegible]め、南城[illegible]を存す阿州九城の一なり、元和中[illegible]す、

○地學雜志云、富岡は海部街道の[illegible]に當り、那賀川[illegible]の[illegible]場たるを以て、物貨[illegible]す、昔細川の家臣新開氏世々此地に[illegible]し、吉野川流域に居する細川諸臣と對峙し、南方阿波[illegible]に於て北[illegible]の強[illegible]なりしも、長曾我部の爲に新開道善謀られて死し家亡ぶ。○土佐軍記云、[illegible]新開道善と云人、昔よりの城主なり、元[illegible]此城に取[illegible]、道善[illegible]の武士なれども、近年阿波國治り弓[illegible]ことなみなく、[illegible]にて日を暮しける程に、道善防かねて見えけり、土佐勢は數年の[illegible]になれ功者なれは、[illegible]の[illegible]を見て[illegible]に火矢を射かけ、[illegible]を[illegible]落し、下より[illegible]れは、城の[illegible]計れ、道善は[illegible]を[illegible]して落ちにけり。

（牛岐）

津峯（ツノミネ）　[illegible]一里、[illegible]に[illegible]する一孤[illegible]なり、[illegible]下を[illegible]村（コムシ）[illegible]と云ふ、[illegible]村、[illegible]村と相[illegible]し、[illegible]岸を閲む。此峯眺望の佳なること、日峰の右に出づ、延喜式、那賀郡加志波比賣神社（カシハヒメ）在り、今津峯權現と呼ぶ、又[illegible]式、宇奈[illegible]神社（ウナキ）（三代實錄、[illegible]十五年宇[illegible]）[illegible]は[illegible]の[illegible]を[illegible]はるれば、此邊に在りや。

津峯[illegible]、小[illegible]八九箇有し、東南に蒲生田島[illegible]も[illegible]、名所[illegible]云、津峯には津[illegible]權現[illegible]あり、此邊[illegible]は蛭子山（ヒルコヤマ）[illegible]、[illegible]には入り[illegible]し、[illegible]村）[illegible]、前後には[illegible]島、[illegible]島、野々島、[illegible]島、高島、小[illegible]島[illegible]原につらなり[illegible]浦[illegible]にへつゞき、[illegible]が[illegible]は、春に[illegible]れ[illegible]、[illegible]をちこちに立なびく[illegible]は吹くともなき春風のすがたを見すらん、大潟切戸の釣舟[illegible]などなにかは筆におよぶべき、たゞ[illegible]島[illegible]なに見ることなす

[illegible]、[illegible]田は、[illegible]年度の[illegible]にして、[illegible]今の[illegible]なり、[illegible]濱、東濱、[illegible]濱、[illegible]、三本松濱、[illegible]、[illegible]田[illegible]に[illegible]せられ、即ち大潟濱は貞享年度、[illegible]野濱は天明年度と云ふ、鹽田桴[illegible]の時に在ては、其反別實に七十六町（六十三軒前）にして、[illegible]七萬石なりしと聞、嘉永二年以降、數回の海嘯に遭遇し、或は荒蕪に屬し、或は稻田と變し、甚だしきは海底と化し了りぬ、現今に於ては鹽田僅に五十[illegible]町三反步（三十四軒前）其産額三萬石餘に減縮せりと云ふ。

（津峯）

島根鄉（シマネ）　和名抄、那賀郡島根鄉、[illegible]之萬龍（今詳ならず、津峯は地形實に島嶺と稱すべく、桑野川の水其北西南を繞り、海洋の波其東を洗ふ、然らば津峯四傍の舊總名なるべし。

橘浦（タチバナウラ）　津峯の南にして、海灣の西[illegible]に在り、今[illegible]村と稱す、[illegible]云、橘浦は[illegible]の北に[illegible]、其幅約三海里八鎖、[illegible]入約四海里、[illegible]内島嶼多し、島間は概して[illegible]するを得、人家は[illegible]右側にあり、人口四千百餘なり、津峯は[illegible]の北側内に[illegible]立し高九七〇[illegible]、尖峰上に大[illegible]あり、黑色を呈し、[illegible]田[illegible]以北より遠望するに甚[illegible]なり、[illegible]云、[illegible]必ず入る、前に島三あり、曰く[illegible]島、[illegible]の中央にあり小にして[illegible]し、[illegible]に九十步、上に[illegible]を安ず、曰く長[illegible]島、其右に在り、形長くして[illegible]す如し、周六百步、曰く小[illegible]島、長島の右に在りて最も大なり、周千六百步、[illegible]内[illegible]頗寬し。

延喜式云、阿波國所獻[illegible]子十五[illegible]（神祇官）又阿波國貢[illegible]子[illegible]數[illegible]、（大[illegible]寮）、按に阿州那賀郡は[illegible]の地なれは、[illegible]なるも宜なり、延喜式に載する土[illegible]此[illegible]の所[illegible]にして、橘浦の名も其以あるべし、今は[illegible]、阿州[illegible]子は之を知る者少し。

[illegible]に、阿波風土記に、牟夜戸と[illegible]湊（ミナト）の中に[illegible]みなとありと引證す、[illegible]は一本[illegible]に誤る、地形を以て[illegible]せば、[illegible]は蒲生田埼の[illegible]にて、[illegible]の[illegible]なる

（咲湖）

べく、今橘浦椿泊などに當る。

海正八幡宮（ウインシャウハチマン）　椿泊に在り、社人に井上、原浪華の二家ありて古文書十八通を秘藏す、中に

「宛行、阿波國桑野保内、海八幡宮神主職并龜田宰事

件　恒例所

右以人(中略)建武三年十一月日、源甫長判」

「宛行、阿波國領桑野保内、橘八幡宮免田并神主職事

右任以前之御住例、全佗僧子細可安堵之状、如件

貞和四年二月日　都寺昌息　判　都聞真宗　判」

「預置、桑野保内橘八幡宮免田事、　合壹町者、

所預置原利部丞實也、(中略)延文改元九月日、都管周温判」(阿波徵古)

椿（ツバキ）　今椿村と云ふ、橘浦灣の南に隣り、亦一小灣を成す、椿泊と云ふ。○椿泊灣は蒲生田埼の北にありて、西方に谷入す、其灣口の辨子島より、港の深入二海里、其幅五鏈乃至三鏈、深は十二尋より漸減し、沙泥底にして、錨抓き甚良し、此港に入らんとせば、北口刈又岬と淵鼻の間、稍三分一刈又岬に近つきて、港の南側茂埼山の東方にある著しき一本松を、灣首の南微西に保ち、進入すべし。(水路志)

蒲生田埼（ガマフダ）　椿村の東方一里半に在り、埼頭は伊島に向ふ、一名蒲埼（カマトサキ）と云ふ。水路志云、蒲生田埼は四國南岸中最東に斗出す、凡十六海里を隔て、日ノ御埼と對し、紀伊水道の東口をなす、埼と伊島の間は危礁列布し、舟を通するに難し、埼の西方凡一海里二銅錐形山あり、茂埼山と曰ふ、是より埼迄地勢漸下するを以て、此山遠望すれば埼端の觀ありて著明なり。○紀州名所圖會云、堤中納言物語に「かまのやまと日のみさきとの關間にあれ云々」とあるは、誠に設けたるには非ず、阿波國由岐泊に蒲の御埼といふ所あり。(由岐泊は、此埼の西十海里許、由岐浦を指す)

(蒲生田埼)

伊島（イ）　水路志云、蒲生田埼の東微北凡三海里にあり、尖峰觀音山は高さ三八五呎、頂に一大樹叢あり、三十海里の距離より明に認め得べし、此島を遠く南方より望むときは、二尖岸を見る、其一は前島なり、其前島と本島との間一開灣あり、其幅凡五鏈、灣入三鏈、北に面す、其水深十四、五尋の地は、底質泥にして、北風なきときは小船の假泊に適す、此灣首に伊島村あり、人口六五(餘)。○阿波志云、伊島南海中に在り、椿泊を距ること三里、蒲生田岬を距ること二里なり、其間亂礁あり鋸齒の如し、舟行甚艱險なり、其頂は卒都婆崖と稱せられ、大悲閣あり、國初獲する所の蠻人を放ち、其裔今分れて四十八戸となる、血相多し、古名は湯島（ユ）と稱せり。

扶桑略記云、村上天皇之代、有僧名空也、不言父母、亡命在世、或云出自黃漢、口常唱彌陀佛、故世號彌陀聖、阿波土左兩州之間、有島曰湯島矣、人傳有觀音像、靈驗揭焉、上人臨上燒香、一七日夜、不動不眠、尊像新放光明、閉目即見。○元亨釋書云、阿州海中、有島曰湯島、觀自在靈應之地也、空也登香修上、七日夜、不動不睡、顯見大悲眞身、其像放光。○按に湯島は紀伊水道の南に當り、海潤く地暖なり、仁德天皇淡路島にして歌みたまへる島々の中なる、檳榔（アヂマサ）の島、先之島（サケツ）なと云ふも此に外ならむ。

(湯島)

桑野（クハノ）　今桑野村と云ふ、橘浦の西にして、一溪に傍ふ、これを桑野川と稱し、長六里、東北流、富岡に至り、那賀川へ入る、桑野村は富岡の南二里、由岐の北三里、海部街道に當る。○南海志云、阿州將齋記曰、土州長曾我部は阿國三よし家の岡十郎を幸と思ふ所に、一宮長門守成助かたより一味すへきよし申越によつて、人數四五千にて天正四年阿州海部まてせめ入、同しき五年の春三好長治を討取よし、其助方より注進す、其上南方の諸侍も大かた元親に屬しける故、同年仁宇桑野まてせめ入、桑野の城要害とぼしく、又は仁宇山にも城をかまへ、對武士貳百人宛相添、桑野吉岡に預け置、元親は土州へかへりける、又云、桑名の城主東條關兵衛と云ふ、細行島の侍へ元親公誓状を被遣、御味方被申候、御禮を申に衛宴に被遣、祝言相調申候。(此桑名は桑野と同異如何)

(桑野川)

新野（アラタノ）　桑野川の上游を新野村と曰ふ。阿波志云、延喜式、那賀郡室比賣（ムロヒメ）神社は荒田野の岡山恐くは其地ならん、今室明神と云ひ、其麓に室窪の字あり。

急度申遣候、今度仁宇山之者共、携二心、即荒田野口へ少々出候處、早速面々掛合、追立生捕、高名誠無比類無候段、(中略)

(天正十三)九月日　小六(國吉家政)判

森安右衛門とのへ兄弟中へ

三好家成立記云、三好長治が種替りの御舍兄、屋形細川掃部眞之殿は、長治が給ひ無禮種々なるに御鬱憤不淺、依之天正四年十二月五日の夜、勝瑞を忍出、伊井谷迄落給て、福浦出羽守を頼給ふ、出羽守聞里近き所は如何有んと思ひ、仁宇山の奥に構要害、隱し置けり、長治聞之集人數、天正五年三月上旬に荒田野口に在陣す。

福井（フクヰ）　桑野の南、椿浦の西なる山村にて、海部郡界に接す、龜山院御凶事記に、阿波國福井庄見ゆ、當時御料の一たるを想ふべし。○阿波徵古云、今椿地大谷の彌勒庵にある石佛彌勒は、其石板折れて二と爲り、蓮花座の下にほれる銘、

阿波國海部郡福井里大谷奉造立當來佳人安持仕

彌勒菩薩　壽永四年己巳正月廿八日記　願主　藤原　義景

佛像の姿は香烟に黨染したり、此石全長三尺一寸、上頭は三角にとがる、幅約八寸、厚三寸ばかり。

山代郷（ヤマシロ）　和名抄、那賀郡山代郷、訓也萬之呂。今詳ならず、蓋山背の義にして、鷲敷村などを云ふ

歟、那賀川の中游にして、那賀郡東濱の地より之を視れば、山背に當る、上游木頭谷の地は幽僻の境なれば、古郷名のあらん理もなし。

鷲敷（ワシキ）　那賀川の中游、加茂谷の西に接する山村なり、又和食に作る、或は仁宇山と云ふ、大字仁宇あり。（那賀山と云ふは和食より東北如茂谷へかけての總名なり、長山（ナカヤマ）に作り、西方は木頭谷をも兼攝す）

(和食)

阿波徵古云、和食村無量院藥師佛の坂銘曰、

于時德治二年六月中旬、大洪水、彼佛塔本尊共流給、(中略)性弁勸一紙半錢之財、建立佛閣、本尊奉造進、三條京極觀地法橋造畢之、(中略)元應元己未年九月、

阿闍梨性弁。

仁宇（ニウ）　阿州將養記に、天正中細川掃部頭眞之仁宇山に籠り兵を集め、三好長治を破りたる由見ゆ、險阻の要害なり、南路志に長曾我部氏仁宇の鄉士を降附し、其頭首になして、其邊山分の小侍衆の人質を取り、存分になる（平定する）由をも載す。三好家成立記云、細川掃部頭眞之種替の御舍弟三好長治に在根、勝瑞を出、福原出羽守、仁宇山に暫住し給と云ども、無二の味方伊澤越前守、天正五年五月坂西の城にて逐討死、一の宮も近年有甲斐も無故にて燒山寺に在り、天正十年十月八日、仁宇山の奧疾岡と云所にて自害し給ふ。

延野（ノブノ）　今延野村と云ひ、吉野雄村等を併す、和食の西とす。

○鮎川村、八幡松尾兩社什物經卷の奧書に、

那賀山延野郷和食大明神、于時明德三年（中略）日那藤原實俊（また宣俊と云ふもあり）

應永六年七月、阿州南西部延野地藏寺書了、

長山延野郷、爲八幡宮法樂、六百卷内百卷、實俊、至德四年、

那賀川（ナガ）　水源二支あり、一は澤谷（サハタニ）村大字岩倉、一は奧木頭村大字北川、並に劍山の南麓に在り、二淵東流七里平谷の東に至り、相合ひ、仍東に馳せ延野村大字雄島（チンドリ）に至り北に折れ、加茂谷村に至り東に折れ、平島村に至り海に入る、長凡二十五里、下游に於ては桑野川を容れ、水派數條を生す。

木頭谷（キトウ）　那賀川上游の總名なり、延野（ノブノ）村より以西日野谷村、相生村、宮濱村（櫻谷）坂州（サカシウ）村、澤谷村下木頭村、中木頭村、上木頭村、奧木頭村是なり、東西十二里、南北三里より五里に及ぶ、山中の僻邑なり、其下木頭以下四村は今海部郡に隷す。

櫻谷（サクラダニ）　今宮濱（ミヤハマ）村の大字なり、鷲敷の西四里とす、阿波志に菖蒲村の五社王子祠、寬慶年中の棟札別に那西郡の銘ありと、菖蒲は櫻谷の西なる大字なり。

平谷（ヒラダニ）　今中木頭村と云ふ、櫻谷の西二里、海部郡淺川村より勝浦郡へ通する山徑の衝に當る。阿波志に、木頭村內（ナイ）瀨（セ）權現社、寶德年中企口の銘に、那西郡と刻すと云ふは內瀨は今の大字成瀨なるべし。

(那伊瀬)

那伊瀬（ナイセ）權現事蹟記は、應永中再三寫を爲したる古冊なり、「奉記南方那西郡那賀山御庄、那伊瀨權現垂跡、乾元二年正月廿五日、夜の夢に當山根本住人上座性金の夢想に、社を治め始と度々靈示（中略）廿六日、大瀧寺僧舜寶、熊野三所權現の御貌を拜し奉る、卯月、讚州志度庄領家前右京大夫橘以基、當國岩延地頭平朝臣直經等同參詣（下略）」。

海部郡

海部郡（カイフ）　那賀郡の南に在り、大海に面ふて假嶺を背にす、今十一村に分れて、那賀川上游の木頭谷四村之に隷附す、郡衙は日和佐村に在り、民口四万五千を管治す。按に本郡は蒲生田埼を東北角とし、宍戸埼を西南角とす、故に木頭谷は除去して那賀郡に歸すへく、甲野浦野根浦の二村は土州（安藝郡）より削りて本郡に入る可きに似たり、本編此便宜に因り、加除を爲すと云爾。

本郡は和名抄那賀郡和射海部の二鄉の地にして、中世より私立して郡號を冒す、康安元年、慶長九年、寶永四年數度の海浦地震ありて、浦上の民戶損亡甚し、民業は漁獵伐材を專一とし、全く山海の遺利を拾ふ者とす、延喜式に阿波國海部の土貢魚味數件を錄し、播磨風土記には伊弉諾和氣命（履中帝）阿波國和那散に幸行して貝味を賞したまふ事を載す、和那佐は卽海部浦の古名なり、（阿波志云、那賀郡福井村椿地の彌勒庵古碑に、壽永四年海部郡の銘文を見るへく、明谷（アカダニ）寺緣起にも貞治五年已に海邊郡の名あり、又郡內宍喰浦鈴峰圓通寺にも明德四年の緣起、錄して海部郡と曰へり、元祿年中本郡一万二千石、寬政年中二万四千口。

海部灘（カイフ）　蒲生田埼（那賀郡）より宍戸埼（安藝郡）に至る南西凡四十六里間の海岸は、弓形をなし、屈曲少く、從て一の良港なし、然れども偏南偏東風及ビ其風後波浪ある時を除けば、由岐、日和佐、淺川の三灣は僅に假泊するを得べし、其沿岸は陡界にして、距岸二三鏈の還、水深十尋以上なり、又一般に淤濱少く、岩崖多く、間々絕壁斷崖あり、岸上の山は矮樹書草多く、內地に入るに從ひ高山脈となり、多くは大樹を生し、黑色を呈す。（水路志）

○海部灘の沿岸航走の事に就きては、紀貫之土佐日記は往時の事態を徵見するに足る、其室戶岬より土佐泊に至る間は、地名を缺けど、其景狀彷彿として想像に餘あり、今其大略を抄出す。

土佐日記、十七日（承平五年正月）曉（室津）船出して漕行く、夜漸く明行くに、楫取等黑き雲俄に出て來ぬ、風吹

成べし、御狩迄して八と云て帰る、十八日同所に住り、此泊遠く見れどもいと面白し、かゝれども苦しければ何事も思えず、十九日、日あしければ舟いださず、廿日きのふのやうなれば船いださず、夜はいも寝ず、はつかの月出にけり、山の端もなくて海の中よりぞ出来る、かやうなるを見てや、昔安倍仲麿もろこしにて

「青うなはらふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かも」とぞよめりける、廿一日、卯の時ばかりに船出す、皆人々の船出、是を見れば春の海に秋の木の葉しも散れる様にぞ有ける、風も吹かずよき日出きて漕行、此間に仕れんとてつきて来る童あり、それがうたふ歌、

「猶こそ國の方は見やらるれ、我父母ありしとし思へば、帰らや」と歌ふぞあはれなる、かく歌ふを聞つゝ漕くるに、黒鳥と云鳥いはほの上に集り居り、其岩ほの下に浪白く打よす、楫取なる人浪を見て、國より初て海賊むくいせんと云なる事を思ふ上に、海の又恐しければ、頭も皆白けぬ、七十路八十路海にあるものなりけり、廿二日よべの泊よりこと泊を追て行、遥に山見ゆ、年九つ計なる男の童、船をこぐまに〳〵山も行と見ゆるを見て、怪き事と歌をぞよめる、

「こぎて行船にて見れば足曳の山さへ行を松は知らずや」とぞいへる、廿三日、日照てくもりぬ、此わたり海賊おそりありと云へば、神佛を祈る、廿四日、昨の同じ所なり、廿六日、楫とりらの北風あしと云は船出さず、海賊追来と云事絶ずきこゆ、廿六日、誠にやならん海賊追来と云ば、夜中ばかり船を出し、漕来る道に手向する所あり、楫取して幣奉らするに、幣の東へ散りければ、楫取の申言は、此幣のある方に御舟速に漕しめ給へと申て奉る、此間に風よければ楫取いたくほこりて、船に帆かけなどしよろこぶ、廿七日風吹浪荒ければ船出さず、廿九日船出して行、うら〳〵と照て漕行、たもしろき所に船よせて、此は何邊と問ければ土佐泊とぞ云ける。

（灘目）　方俗海部郡の沿岸を灘目と云ひ、東灘目、西灘目の称あり、灘目とは灘辺の謂とす。

和射郷

和名抄、那賀郡和射郷、高山寺本、注射訓如左。○今日和佐村、木岐浦、由岐浦、志和岐浦(合同して三木田村と云)阿部村の地なり、蒲生田埼と西南數里の間に列する海村なり。

阿部

蒲生田埼の西四里、阿部浦、伊座利浦の二に分る、由岐浦に接す。○阿波志云、阿部浦の一小祠に大般若経軸本を蔵す、巻末年紀を識す曰く、康和五年、曰く承安二年、曰く安元元年、曰く治承二年、曰く建久六年、曰く文安元年備中散位藤原重平及重行、摂津渡邊安養寺其所書、後土佐生見庄住宗朝臣長盛施宗海浦寺。

由岐

今志和岐浦、木岐浦と合同して三岐田村と云ふ、太平記に雪の湊と云ふは此なり、此浦に康暦二年十一月十六日、海潮震溢、民の損亡多かりしとて、合葬の碑石あり、康暦碑と云ふ由阿波志に見ゆ、康暦は康安の海嘯後二十三年の事とす。○水路志云、由岐浦は小湾にして、南に昆野島を控へ、浦の左右は石垣を以て波戸を築き、和船二〇〇石以下のものは波戸内に繋泊するが故に、暴風の時と雖安全なり、人口二千餘、昆野島の南一海里五鏈に列岩あり由岐瀬と曰ふ、水深僅に一尋未満の險礁にして、少しく濤あれば破浪ありて認め易きも、平穏の時は却て危險なり。

（雪湊）　太平記云、康安元年六月十八日の巳の尅より、同十月に至るまで、大地おびたゞしく動きて日々夜々に止む時なし、中にも阿波の雪の湊と云ふ浦には、俄に大山の如くなる潮漲り来りて、在家一千七百餘宇、悉く引潮に連れて海底に沈みしかば、家々にある所の僧俗男女、牛馬鶏犬、一も残らず底の藻屑となりにけり。

日和佐

由岐浦の西二里、今日和佐村と云ふ、人口二千五百、[illegible]と云ふ古刹あり、玉[illegible]山と號し、本堂は薬師を本尊とし、大[illegible]には觀音大士を置く、四國遍路二十三番の札所とす、[illegible]南を距ること十四里。○此地は和射郷なれば、和射と日和佐は名義相干係する所ある歟、不詳。

水路志云、日和佐浦はあせび鼻と大濱鼻の間にある一湾にして、其幅凡一海里二鏈灣入七鏈、南東に面し、水深五六乃至十五六尋、[illegible]底にして僅南偏東風の外錨泊するを得、灣首は砂濱にして、南側に一川あり、河口に近く立島あり、日和佐村は沙濱の内部に沿ひ、人口二五〇〇餘とぞ、大濱鼻より南西凡二海里半の間は、沿岸中最も絶壁險峻にして黒色なり。○南路志云、日和佐肥前守某者、阿波國上[illegible]細川刑部太輔[illegible]、細川[illegible]之後、與伊豫[illegible]前守[illegible]、一宮長門守成助、吉井[illegible]内行忠、多田元前守元次戮力、立持隆之子掃部頭貞之、[illegible]十郎長治、大有軍功、天正五年貞之自殺、[illegible]云。

牟岐

今牟岐村と云ふ、日和佐の西四里、其間に八坂八濱の險あり。名所圖會云、八坂八濱は其里程二里半ばかり、其大坂、内妻の濱、松坂、古江の濱、[illegible]坂、[illegible]濱、[illegible]坂、[illegible]濱、[illegible]坂、[illegible]濱、[illegible]坂、三浦の濱、[illegible]、しろほの濱、[illegible]坂、[illegible]濱、是を八坂八濱と云へり、此山濱それ〳〵[illegible]あり、海には大島、てば島、[illegible]島等の島々相對し、漁夫うら〳〵に釣をたれ、風帆島かくれゆく風景なゝめならず。阿波志云、牟岐浦の海上に島嶼五六あり、最大なるを大島と曰ふ、瀬戸山田あり、氣候甚暖なり、手羽島其西にありて稍小なり、淺川浦加島諸の屏障を為す。○土佐軍記に、阿波の國南方牟岐の城に、新開道善と云ふ人あり云々、此に牟岐とあるは牛岐の誤なり、牛岐即今の富岡村の古名とす。

海部郷（カイフ）　和名抄、那賀郡海部郷、訓加伊布、式社記貝府郷。○今淺川村、海部浦(川西村川東村鞆奥村 宍喰村 以上海部郡)及び甲野浦村、野根村(以上土佐國安藝郡)なとなるべし、宍戸埼の北東十數里の間に列す、請峰(ウケミネ)、槇小屋山、家峰の諸嶺高く聳ゆ。○按ふに海部は古訓阿麻(又阿麻邊)なるを、和名抄の當時すでに字音に從ひ、加伊不と訓めり、諸州の海部を後世海府に改むるも、此例なるべし。

淺川（アサカハ）　今淺川村と云ふ、牟岐村の西二里、小灣を抱く、灣中に加島(カシマ)と云岩礁あり、故に加島港とも稱す。出羽(デバ)島大島は灣東數海里の間に位置す、網代埼の蝦池と稱する沼あり、阿波志云、蝦池周回三千歩許、夏秋魚多牡蠣最大、其味殊美。水路志云、淺川灣、出羽島西面の陸岸にあり、網代崎其南方を屏障し、灣門を成す、其幅凡一海里、灣入一海里三鏈、灣口東に面す、水深四尋乃至十尋、沙底にして僅東風の外能く諸風を避くるを得べし、灣首に淺川村あり、人口七〇〇餘、網代崎より海部川口迄凡一海里二鏈の間は沙濱の平地にして、遠く內方に入る、松樹鬱黒たり。

和那散（ワナサ）　海部浦の古名なり、今奈佐浦(鞆浦)の名殘る。延喜式、那賀郡和奈佐意富曾神社の名あり、阿波志云、意富曾(オホソ)祠、舊在鞆浦大宮山、慶長九年、移之大里(今東村)松林中、鞆浦淺川等廿一村共祀也、土人曰祀日本武尊、以景行成務仲哀神功應神五帝、及息長田別皇子配食焉。○按に播磨風土記云「伊射報和氣命(履中)御食於播磨志深(シシミ)井之時、信深貝遊上飯筥上、勅云此貝者阪於阿波國和那散所食之貝哉」と、天子の嘗て此濱に遊幸ありしを見るべし、阿波志に意富曾祠は日本武尊を祭ると云ふ者、蓋履中帝の遊幸に相關係するならん。

(佐奈)

海部浦の諸村、其海部川の上游を川上村と云ひ、下游は川東(カハヒカシ)村(大里)川西村(吉田)に分ち、奈佐港を鞆奥村と改む。○野史云、天正元年、長曾我部元親歩騎七千を率ひ、阿波の南方海部を侵伐す、是より先き元親の季弟房親、有馬の温泉に浴す、途に舟を海部に泊す、奈佐三郎暮夜潜に之を襲ひ、悉く資産を掠奪す、元親之を以て憤怨し、甲浦に入り火を縱ちて民舎を燬く、是時に當り海部入道宗壽、三好の一族を援け、出て、鞆津に陣す、城兵寡單、鈴峰に據り禦き戰ふ、元親遂に攻めて其の寨を拔く、既にして灘目、油木(ユキ)、日和佐、桑野、椿泊等を取り牛岐城桑野城に兵を置き、而して軍を班へす

海部川（カイフ）　川上村大字平井の西家峯に發し東流、槇小屋山(マキゴヤ)、請峰の南を過ぎ、大字小川に至り東南流、鞆浦に至り海に歸す、長凡八里、上游に瀑布はなはだ多し、土人稱して九十九瀧と曰ふ、中に轟瀧最大なり、直下數千仭、驚奇比なし、阿州第一の飛泉と稱す。

槇小屋山（マキコヤ）　川上村の北嶺にして、木頭谷(キトウダニ)の南に聳ゆ、西は土州の家峰に接し、山谷幽深、良林蓊々たり、轟(トドロキノ)瀧(タキ)は此山中に在り、請峯は其東に在り。○名所圖會云、轟の瀧は王餘魚(カレイ)瀧とも呼び、海部川の奥に在り、上に千丈の巖兩方より立かこひ、屏風をまるくたてたるごとし瀧の高さを幾千尋といふ事をしらず、土人水上にのぼりたく山にて材木をきり、此瀧へながし落すとも、瀧つぼにくゝみて川下へ流れいでざる事あり、瀧祭すれば數多の材木一時に流れ出づるとなり。○阿波志云、海部槇(マキコヤ)山は高三千仭、長さ三里、周圍七里、孤高聳峙、國郡第一なり、良材には杉を出すこと最も多し、官舍四區ありて、鋪卒之を守る、請峰(ウケミネ)は其巔を不入と云ふ、是其斧斤入らざるを謂ふなり、杉栢森鬱し、禁山たり、祠不入樒現と稱するものあり、又絕頂に池あり請(ウケ)と云ふ、蓋池之轉なり。○槇小屋、標高千四百米、請峰千米。

(瀧轟)

(峰請)

鞆浦（トモ）　今鞆奥村と改む、村家は海部川と那佐(ナサ)港の間に在り。○水路志云、那佐港は網代埼の南二と四分三海里、

(港佐那)

那佐埼と乳が埼とに由て其港門を成し、東に面す、灣入凡一海里半、其幅二鏈なり、東風の外能く諸風を避くべし、港內狹長なるが故に、東風の時と雖湧勢減殺す、港內稍々中央に當り低潮岩あり、岩脈は北岸へ伸延す、故に南岸に沿ふて出入すべし、港首に二子島あり、東西に相對し、二島相齊しく、樹木繁茂す、港の北岸に二小村落あり、又港の南角乳(チ)が埼は樹木鬱黒たり、南方より望むときは、二十海里以上より認め得べし。○阿波志云、奈射の港は宍食浦の東北に在り、鞆浦相隣接す、舊和奈射意富曾祠に接す、因て名づく、山足に水の斗入する者凡そ七、相比すること櫛の如く、七浦と稱す、海嶼映帶明媚畫の如し、漁人魚を捕ふる處、田あり樹を植ゑて以て浪を禦く、海田なり、乳埼山(チノサキヤマ)は奈佐港東に在り、一に仕立山と稱す、海中に斗入し以て奈佐港の屏障を爲す。

(埼乳)

○地學雜誌云、海部の南なる鞆の浦と云ふ村に、立岩と呼へる高一丈余の岩石彫刻の文あり「敬白、右意趣者、人皇百十代御宇、慶長九甲辰十二月十六日亥刻、於常月白風雲凝行步時分、大海三度鳴、人々巨驚拱手處、激浪湧起、其高十丈、來七度、名大潮、剩男女沆千尋底百余人、爲後代言傳、奉與之名、平等利益者必也」。

海部城址（カイフ）　阿波志云、海部城は一に鞆城と稱す、藤原友光此に據る、鞆浦山下に在る者恐くは是ならん、天正五年秋、長元親甲浦埜根二壘以び宍食壘を拔き、遂に來り此を拔き、田中長政を守たらしむ、十三年吾大兵の入るや長政風を望みて遁去し、瑞雲公九城の一なり、今尚營ありて戍卒を配置せらる。○土佐軍記云、島彌九郎は元親公の弟、軍貝の人なるが、病身にて有馬の入湯に志し永祿十二年三月に浦戸を出船し、鞆浦の那佐の湊に船を掛け、順風を待所に、海部吉田(ヨシダ)の領主聞て、元親弟ならばもらさず打取れと下知して、七八十艘にておしよせける、彌九郎も主從二十人計りにて切て出て、散々に戰ひ

(田吉)

けれども、敵は大勢なり、おもひもよらぬ事なれば、主従共に打れけり、元親此遺恨によつて、阿波入の最初に先海部を討亡し給ひけり。(按に海部の故城は、今川西村大字吉田なるべし、鞆浦は蜂須賀氏の新置なるべし、)

宍喰(シヽクヒ)

此浦は海部浦の南一里、今宍喰村と云ふ、甲野浦(安藝郡)と相距る數町、天正年中豐臣氏の兵の南伐するや、甲野浦以西は其蹂躙を免れ、從ふて其封境を建つるや、宍喰浦以東を蜂須賀家政に附せられ、阿土の國界を此間に劃定す。

(鈴峯)

宍喰浦の海上に礁嶼點布し、七名石の奇勝あり、竹島は稍南に在る大岩嶼なり、海岸の上を鈴峯(スズカミネ)と呼ぶ、圓通寺あり。○名所圖會云、鈴峯山圓通寺は宍喰浦に在り、相傳ふ應安三年の比、獵夫此を逐ふて鈴峯をさき此峯に入り、大悲大士の靈感を被り、發心して建営開創すと。○阿波志云、大山祠、又十二社と稱す、古鐘あり高一尺三寸、銘に曰く「明昌七年丙辰四月日、鑄成金鐘一、重六十七斤、德興寺常住、普緣日那、同共一心、聖明萬歲、上棟梁戶長金仁鳳、副棟梁延由、[illegible]」其文明晰なり、蓋韓人の勒する所、明昌即金章宗の年號なり、天明三年、火ありて鐘紐缺く、惜むべし、祠側に神木あり、圓通寺の藏する所、靈長中記、既に以て幾年を經るかを知らずとす、今に至り數百年朽腐せず、其色赤く香あり蓋楠木なり、大さ二圍、長さ三丈許、鞆浦村に在り、(今宍喰村大字鞆浦)祇園祠は宍喰浦の北浮村に在り、大般若經を藏す、建永建曆間に書する所なり、慶長九年十二月十六日海嘯大に溢れ、死亡三千七百餘人、閭櫚蕩盡して、木祠も倒れたれりと雖、流れ去るを爲さずと曰へり。○南路志云、元親記曰、天正三年の秋、元親公阿波入をおもひ立給ふ、先甲浦へ着、評定有處に、阿波國宍喰の地は皆はや閤落にしたり、偖宍喰へ討入可評議あるに、敵は鈴が峯と云山へ打上り、合戰すべき躰にて待掛たけり、元親宣ひけるは、あの敵逃すな討取れとて、先陣後陣一度にかゝる處に、敵は鈴をも直さず山より逃崩れ、海部の城は則ち其朝落る也、南灘日の作共油木(ユキ)、日和佐、牟岐濱、桑野、椿泊、仁宇此七ケ所皆降參して人質を出す。

高野山蓮花乘院領、阿州宍咋庄領家職、請料定事、每年參拾貫文仁申定、近年一向無沙汰、(中略)寬正二年九月　　東條近江守殿(續寶簡集)

續風土記云、當庄は建保四年宣陽門院(覲子內親王)の御寄附なれど、施捨の緣由明白ならず、寶治元年、高野山住僧等解文云、宍咋庄地頭光綱、隨寺家下知、可遂大檢注被裁下事、右宍咋庄者、宣陽門院令可爲寺家進退之處、云々。

脚咋(アシクヒ)

履仲天皇記に「鷲住王、是讃岐國造、阿波脚咋別、凡二族之始祖也」と見え、蓋神櫛王の曾孫とす、國造本紀に神櫛王三世孫を須賣保禮命と云ふとあり、(松岡氏云、三谷系圖には須賣保禮命の御子とす、この須賣保禮命は森葉麻命の亦名なるに、南海通記に載する讃岐公系圖には其森葉麻命の御子を小枝大別命として、鄭魚磯別王と云は見えず、故考ふるに、鄭魚磯別王は長男、小枝大別命は二男にて有しが、兄の鄭魚磯別王は故有りて京都に召されて在勤ありしを、弟小枝大別命は父の業を繼きて國造に任せられて、國務を行なはれたるにや)南海治亂記には、「鷲住王住吉より遁れ、阿波國脚咋邑(アシクヒノムラ)に匿る、脚咋は今の肉咋(シヽクヒ)也、野根の邑に相連れり、野根氏は其遠裔也、又鷲住王讃岐の國に出て那珂郡に居住し強力の者を聚め力競を事とし、壯勇の者を友として相嬉めり、即同胞二姉の願に依て讃岐の國造となし給ふ、鷲住王卒して後、驕致の黨友其亡靈を崇め社を造りてこれを祭る、今の飯山權現是也、其兒孫相續いて其所を守る、其色に高木の有りければ高木を氏とす」云々、(讃岐[illegible]記にもこのおもむきに記す)全讃史云、鷲住王者履中帝之后之兄也、父曰[illegible]別王、[illegible]行耶、天皇召之曰、汝何歎息之甚乎、[illegible]、王、爲人材官而[illegible]、[illegible]、遠避不[illegible]、是以歎息耳、天皇故悅其膂力、召之不至、又使人召之不至矣、恒居攝之住吉、會少年何抵爲[illegible]、又來于阿波脚咋郷、人多從之、愛里人女、生一男曰野根命、初王有男曰高木命、任讃岐國造、是以書紀云、是讃岐國造及阿波脚咋別之始祖也」。(再考、脚咋はアクヒともよむ、名方郡に鮎食川あり、いづれか故蹟ならん)

發甲浦　　高[illegible]

海口開帆曉色寒、[illegible]浪傍[illegible]、鄉園[illegible]域今茲盡、故[illegible]仔細看、

甲野浦(カンノウラ)

今土佐國安藝郡甲浦村、宍喰村の南に接す。○地誌提要云、甲浦(舊名東津(ヤクノツ))港內は兩岐をなす、其東北に入る者を東股(ヒガシマタ)と云、東西三町南北六町、西北に入る者を西股と云、東西五町南北六町、港口船路二條あり、東に向ふを京口と云、深四仞許、南に向ふを土佐口と云、深拾三仞許、港の前面に葛島赤葉島など岩嶼多し。○水路志云、甲浦港は二支に分る、共に水淺く且狹隘にして、小船の如きも自在に出入し難し、和船三〇〇石內外のものは、高潮を俟ち入りて繫留するも低潮の時は船底泥に觸るゝと云ふ、甲の浦より室戶埼に至る、南々西凡十九海里の間は殆ど一直線の海岸にして、泊地なし、間に沙濱をまじふるも、一般に陡岸にして是より遠く內地の高山脈に連接す。
○南路志云、一條房家公、文明年中土佐國幡多へ下り賜ふ時、甲浦にて詠み玉ふ「稀にきしかぶさの浦のおもひ寐やひさへに結ぶ契りなるらむ」古城記曰、甲浦城山崎甲斐居之、(一說惟宗出羽、又山崎出雲居之)天正中、[illegible]氏之

時出陣、以桑名丹後爲城監、河內八幡宮棟札云「地頭秦朝臣桑名左近將監親勝、天正十七年、奉行、西左近右衛門、坂本三郞右衛門、中島五郞」叢傳集曰、今按天正二年甲戌、秦元親敗野根城主惟宗右衛門助國長、於是元親賞兵將桑名丹後功績、使其子將監親勝、監制波國之邊防將監初住野根、天正十七年己丑、野根村地撿帳曰「二段十七代、桑名將監古土居」後移甲浦、

天正十七年正月、淺開庄甲浦、二段十九代、桑名將監土居、

見甲浦地撿帳。○淸岡道之助成章は甲浦の人、安政文久の際、海內騷然、成章憂憤止まず、屢所見を藩廳に陳ぶ而も擯斥せられて一も用られず、是に於て遂に同志の士淸岡正道安岡正房等二十二人と俱に兵器を携へ郡中野根山に屯集し、先づ其會合の事由を藩廳に告げ、而て正道と連署挙に代りて更に書を目附所に捧げ、時弊を痛論す書目附所に達す省せられず、却て成章等を以て嘯集兵を謀ると爲し、吏卒數百を遣て捕縛せしむ、成章等乃ち相携て國境を出づ、阿州に至る路塞て通せず、應接日を移す、吏卒等追蹤、同盟二十三人從容縛に就く、元年甲子九月五日、郡中奈半利磧に斬らる。

野根 今土佐國安藝郡野根村、甲野浦の南一里に在り、佐喜濱村(安藝郡)の北四里、西に野根山を踰ゆれは山道八里にして奈半利村(安藝郡)に達す、野根川は家峰の南より發源し、南流六里にして海に入る。

土佐軍記云、野根領主、惟宗右衛門尉國長在古より相續土佐國と阿波の國境にて、しかも野根山とて十里の大山を隔、阿州の海部宍喰に續たり、彼是要害の所なれば、元親の下知にしたかはず、又元親記云、此野根の城を取たる事、是は安喜郡奈半利の城主桑名丹後守謀略を以て、野根山を越掛取にしたり、然るに十月の事なれば、野根の城主はその夜籠に躍をさせて見物して居たり、其留守へつけ入り、鐵砲を三十挺續けて放し、時をどつと上る、其勢を聞て城主は搦より甲浦をさして迯け退、此度にて一國殘所なく相濟也。按に、野根村池山觀音堂古文書、若一王子寄進の四至狀に「延文第五年庚寅、地頭散位惟宗朝臣長盛」と署名し、文龜元年、享祿二年觀音堂の棟札も、惟宗氏の署名あり、又甲浦の河內八幡宮永祿九年の棟札、三所宮元龜三年の棟札、幷に惟宗氏の名あり(南路志)野根甲浦の一村累代の土豪なるを知る、此惟宗氏は土州長岡郡の秦氏と同祖にして、彼地より移り此海涯の地を占略したるならん、和名抄土佐安藝郡に參考するも、此地は郷名を缺く、蓋阿波那賀郡海部郷の屬邑なりし歟、地勢の遠近を以て之を辨ずべし。

野根山 阿土の州界、劍山、魏瀬山、家峰の餘脈にして、宍戶埼の脊梁を成す、野根浦より西に躋攀すれば、左手が坂、非折峠を經て絕頂に至る、凡四里、裝束森は野根山の西麓なり、其以西一息坂を經て奈半利浦に至る、又四里とす。○承久記に、土御門院土佐國へ着せ給ひて、程なく阿波國へ遷奉る、非折しも阿波土佐の兩國の中山にて院の御製あり云々と見ゆ、中山は蓋野根に外ならじ。

讃岐國

(讃州)

讃岐國 讃州とも曰ふ、面積百方里餘、屬島の積十三方里、今二市(高松、丸龜)六郡に分つ、香川縣廳を置き之を管治す。南方山を負ひ北は瀬戶內海に面ひ、群島羅錯して三備に迎り、備讚海峽と稱し、景勝の地多し、島民專ら身居して業を營む。州內陂池多く灌漑に宜し、瀕海平夷肥沃、魚鹽の利を兼ぬ、其阿州州界山嶺横旦すと雖、非常の高峰なし、(千米突をこゆるものなし)水流は細小、皆滿濃を出て、直に海濱に就く、十里を踰ゆる者少し。

(拔紗)

讃吉は古書讃吉、紗拔、讃拔等にも作れり、國造は數流ありて、興廢代謝ありしに似たり、景行紀幷に姓氏錄、神櫛別命(景行天皇皇子)を讃岐國造の始祖とし、國造本紀には「輕島豐明朝(應神)御世、景行帝兒神櫛王三世孫、須賣保禮命定賜國造」と錄す、履中紀に「鷲住王(節魚讃別王子)是讃岐國造之始祖也」とも見ゆ、鷲住王即神櫛別命の孫須賣保禮命と同人にや、(粟田氏の姓氏錄考證に、鷲住王の子を須賣保禮命ならんと曰ふ)舊事本紀には、景行の諸皇子五十河彥命、讃岐直の祖、また櫛見皇命、讃岐國造の祖などと載せたり、同書又倭武尊の諸皇子武卵王讃岐綾君の祖、五十目彥王讃岐君の祖ともあり、古事記には獨り「建貝兒王、讃岐綾君之祖」と錄す、其他三代實錄に「大伴健日連公胤、倭故連公、允恭御世、始任讃岐國造」とあり、姓氏錄には「右京皇別、讃岐公、景行天皇々子五十香足彥命之後」と注し、續紀に「寒川郡人、凡直千繼等、先祖星直、譯語田(敏達)朝廷御世、繼國造之業、管所部之堺、於是因官命氏、賜紗拔大押直之姓」と述ふ。和州廣瀨郡にも散吉鄕讃岐神あれば、古書散見の讃岐氏を皆本州の人と爲すべからずと雖、尙考慮を要す。州人又讃留靈王と號する古國造流を傳唱す、蓋此國拓殖既に成り、邑を分ち部を建て、數流の主宰ありて、皆各讃岐氏を稱したるにや、其國郡制度を定めらるゝに及び、郡鄕の數の繁多なるは、拓殖既成して、諸氏所部の頗大なりしを證明す。

延喜式、讃岐國十一郡、制置の初より此數ありしならん。天平十八年財錄法隆寺資財帳、合庄四十六處中、讃岐國

拾參鄕、大内郡一鄕、三木郡二鄕、山田郡一鄕、阿野郡二鄕、鵜足郡二鄕、那珂郡三鄕、多度郡一鄕、三野郡一鄕と見ゆれば、當時佛寺の財源地にして、田券以て佛法を崇め、後年空海眞雅觀賢の佳僧出したるにや。和名抄十一郡を九十鄕に分つ、菅家文草、仁和中讃岐國守に任し懺悔會の文に「歸依一萬三千佛、寛濟二十八萬口」又祭城山神の文に「八十九鄕二十萬口」とあり、二十八萬は戸口數なるべければ、一鄕平均三千餘口の民庶ありしを知る、人烟繁密、他州に比なし。○和名抄の古鄕を今日に推求するに當り、民俗土田は年代を逐ふて增加するを以て、和名抄二三鄕の地、今日數十村と爲り、和名抄缺名不毛の境にして、今日繁榮の土地と爲るを見るべし、是諸州の常例なり、讃州は稍之に異なり、古鄕以外の新村新田多からず。全讃史、東讃古高十二万石、西讃古高五万石、打出五万二千石、新開二万四千石と曰へり、是れ近世二百年間の計數と雖、本州地力の夙に盡せるを見るべし。東大寺古文書に天平七年本州山田香川郡界の田圖あり、藤原保則傳に「一州民皆學法律、動成諍訟」とも曰へり、本民政訟事の夙に發作するを想ふに足らん。

本州武門執政の初め、佐々木盛綱守護たり、後藤基清之に代り、正治元年に黜めらる、阿波人近藤國平新補す、承久中藤原實雅（北條義時婿）國守に任し、寛元四年守護人は三浦光村なりし等東鑑に見ゆ。建武中興、美濃人舟木頼重守護に補せらる、細川定禪等ちて之を逐ひ、族和氏顯氏等と四國を經營し、足利尊氏を輔翼して其霸業を成さしむ、正平十六年、和氏の子清氏南朝に歸順し、其高屋（阿野郡）に據る、頼春の子頼之清氏を圍殺し、其弟詮春を以て守護と爲す、詮春の後世々同城（香川郡）に居り州守に任す。天文の初め、阿波の三好氏細川屋形に代り權柄を竊り、東讃岐を奪ふ、細川の舊臣香川氏を度郡に據り西讃を保つ。天正七年、土佐の長曾我部氏三好を逐ひ、香川を降し、全州を併有す、十三年、豊臣氏南征之を削り、仙石秀久十河存保（三好黄族）尾藤知宣等を封す、秀久香川香西等の故族を懐附し、十五年九州軍に從ふ、豊後戸次の役に將軍敗れ皆廿邑を收めらる。生駒親正代りて全州を賜はる、高松丸龜に城き之を治す、寛永十七年、曾孫高俊罪あり、國除せられ、松平頼重を東讃に封し、山崎家治を西讃に封す、山崎氏三世嗣絶え、萬治元年、京極高和之に代る、以て維新の際に至れり。

讃岐の名義は、古事記傳に竿調と云意にやと曰へり、「古語拾遺云、手置帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讃岐國、毎年調庸之外、貢八百竿」、是其證也、また延喜式云、「凡梓木千二百四十竿、讃岐國、十一月以前差綱丁進納」と。小川氏云、竿調と云はんよりも、竿木を約めたる言とすべしと、（又一說に此國を万葉集に狭貫に作る、即地形南北に狭、東西に貫に長くあれば、斯く命名したる歟と曰ふ）今是非を知らず、西讃府志に、佐沼凝の解あれど、（佐は發語佐夜衣の佐に同し）牽強甚し。○今按に、讃岐は古事記開化帝の巻に、讃岐垂根王あり、大和にも散吉鄕あり、此なる國名と大和の鄕名といづれか本源たるべけれど、今詳にし難し、且その名義を失ふ、安房下野因幡の諸國にも散岐鄕あり、万葉に「玉藻吉さぬきの國」とよむは、玉藻のぬき（貫）つらねたるてふ語緣を取れるならん。

鑛石家の稱して讃岐岩と云ふものあり、是は本州の特産にして、漆黑色を帶び、古銅石と玻璃より成り、石理緻密也、鐵槌を以て之を敲けば、一種の音響を發す、故に俗にカンカン石と呼ぶ、蓋名器なるべし。

大川郡

大川郡

明治三十一年、大内寒川の二郡を合併し、大川郡を建つ、二十三村（人口九万）、治所は長尾に在り。

大内郡

讃岐國の東陲に在り、北は海、東及南は阿波國、西は寒川郡に至る、二〇九方里、今九村に分れ、人口三万六千、孔道は阿州板西村より大坂山を越え、引田三本松を經て西に騁す。近時寒川郡と合同し大川と改む。

和名抄、大内郡、訓於布知、四鄕に分つ、西讃府志に、名義は大市なるへしと云ふ。續後紀、承和十年、讃岐國大内郡、小郡只有領頓、益田益調入京、穀稲留國補務、非常稀病、無人從公、加之郡戸田數、穀與下郡、啟小爲下、加領一員焉、又三代實錄、凡直春宗讃岐國大内郡人也、性好學、遊大學、從讃岐朝臣永直受法律、元慶中補右少史明法博士。○全讃史云、大内郡、古高一万石、打出高三千二百石、新開高千六百石。

引田鄕

和名抄、大内郡引田鄕、訓比介多。○今引田村、相生村、小海村是なり、郡の東首に居り、阿波の北灘村と相並び、播磨灘を北に控へ、南に孔道を通し、板西（大寺驛）に至るべし。

馬宿

古の引田驛なり、延喜式引を刈に誤る、今坂元と相合せ相生村と改め、引田村の東に接し、大坂山の西北麓なり。○平家物語云、判官義經、坂西の近藤六親家を召し、八島へいか程あるぞとのたまへば、二日路にて候と申す、いざさらば敵の聞かぬまに寄せんとて馳せ、阿波と讃岐の堺なる大坂越といふ山を終夜にこそ越られ、明日引田と云處におち附て、人馬の息を休めける。○按に讃岐記に全僧寺と云者も、此邊に在りし也。

參考本源平盛衰記云、金仙寺觀音講の事(中略)判官屋島へ打通りけるに、中山と云所の道のはたより、二町許右に引入て竹林あり、中に皇后の御願金仙寺と云御堂あり、本尊は觀音にて、所の名主百姓が集て、月次の講營むとて、大饗盛並べ盃居たり云々。長門本平家云、阿波と讃岐の境なる中山を打越、其北の口より一町許入たる竹内に、皇后の御願金仙寺と云堂にて、百姓太郎ども集て、觀音講しけるを判官聞給云々。

引田浦(ヒケタウラ) 今引田村と云ふ、戸數一千、東讃の一海驛なり、(高松市へ十里、德島市へ七里とす)海陸の形勝なれば、戰國の頃には寒川氏の城塞あり。○全讃史云、引田八幡宮、傳曰手置帆負命廿五世孫、忌部正國、爲大内郡戸主、祠之中山(大坂山)、兼帶中、移之引田、以爲村社、祭田三十石、境林寺主其祀、忌部氏裔中山某補其祭、萬生寺(マンシヤウジ)又在引田浦、永正中地頭阿宮上野守創造云、五大尊古像世之所稀也。

引田城址(ヒケダ) 驛の北方に在り、折鉢嶺に突し、洋中に岩嶼を望む、城山と號す、西北は與次山(ヨジヤマ)と號し、頂高松城主の遊獵場なり、眺望絶佳、江岸風致し、亦一奇景なり、(西讃府志擧山(ヨヂ)に作る)。○全讃史云、引田城、永正中四宮右近(信濃人)寒川氏の麾下に屬し之に居る、寒川丹後守元隣、元龜二年三好氏に攻られ[illegible]山に退居す、矢野駿河守三武三好氏の部將として引田を守る(讃岐名所圖會云、矢野は天正七年長曾我部氏の兵に討たれ、引田城に主なかりければ、仙石秀久之を伺ふと雖、長曾我部の家士森九郎此城を守る)天正十一年、仙石權兵衛此城に入り、後に聖通寺山の城に移る、仙石氏落去の後、同十五年正月、尾藤甚右衛門此國に封せらるゝと雖、間もなく沒收せられ、同八月生駒雅樂頭正親封せられし時も、始は此の城に入るとかや、如是數百年の城跡故、今に民家聚落して繁昌せり。○十河物語云、天正十一年、仙石權兵衛淡州より船にとり乘り、讃岐の引田に着船す。南路志云、仙石權兵衛は大將樣の御先手頭にして、淡州より船にて讃州へ下りしかど、終に地方へ人數をもおろさず、島陰に舟をよせ元親と一戰を好み、引田表への勢を相待けり、天正十一年の春、元親虎丸の城の麓に父子舞富をつかはして居給ふ處に、仙石は引田の港へ舟を入、兩軍合戰に及ぶ、元親は引田古城へ打上たる敵を追崩す、敵は漸く舟にとりのり散々に押て逃たり。

(與次山)

白鳥郷(シロトリ) 和名抄、大内郡白鳥郷、訓之呂止利。○今白鳥村、松原村、三本松町是なり、引田郷の西に接す。政事要略、承平五年官符に、大内郡白鳥郷阿蘇麿茂と云ふ人見ゆ、平安遺文に、引田渦白鳥丹生とつけたり、(名所圖會云、寛喜三年、大内莊、白鳥入野與田三郷、以金剛院領なりし由、古簡に見ゆ。○全讃史云、延寶中、源英公(高松藩祖)營淨願寺、爲香水院、次營四箇淨土院、以鎭之、那珂郡岸上眞福寺、香西郡香西圓淸寺、寒川郡上度東林寺、及白鳥長國寺是也、寺領各五十石。

白鳥神社(シロトリ) 松原村海濱松原の中に在り、大神社白、往昔の地なり、此時は神交に比並八幡宮と號したりしを、國主松平頼重(英公)改祀す。○全讃史云、白鳥祠、古者四氏羽林等奉以爲弓矢武運之神、後人遂以爲八幡神、及高松藩英公初封、復其舊名云。古事記傳云、和名抄讃岐國白鳥郷あり、源平盛衰記に日本武尊白鳥に化して西方に飛て、讃岐國に至り白鳥明神と爲ると云り、今も白鳥村に白鳥大明神宮あり、いさゝか大なる森なり、此社にいかにも大なる白鶴の、昔より今に住めり、長七尺許り、頭の大さは人の頭の如なり、土人の傳へたるは、倭健命此處に葬りて此地に來坐るとの說也、或は本白鳥明神と申せしを、寛文の頃、社領二百石、公より附らると云り。○按に書紀に「日本武尊子武卵王、是讃岐綾君之始祖也」とありて、舊事本紀武鼓を武卵に作る、或は鼓の誤と云ふ、又其弟の五十日彥王(丹忽山府酒女婿)をば讃岐君等祖と注せり、又武鼓王を古事記には建貝兒王に作る、白鳥神は此等の諸王孫の祭りたまへるならん、三代實錄に「大伴健日連公、讃岐大伴倭武命、平定東國、其功蓋世、賜讃岐國多度郡以爲私宅、其後倭胡連公、允恭御世、始任讃岐國造」などあるも、亦參考に資するに足る。白鳥神社の古石劍は「享保乙卯十月、漁人自海治到高島海上獲得石劍一枚、廣一寸四分、身與莖長尺二寸餘、重十七兩、即之作磬聲、無缺識」云々と附記す。

三本松(サンボンマツ) 松原白鳥兩村の西にて、海濱なり。○三本松は民家軒をならべ、含商富賈工人漁戸數多あり、且此濱は千石以上の大舶數十ありて、湊々に通て繁華の邑なり(圖會)

與泰郷(ヨタ) 和名抄、大内郡與泰郷、音如日訓。郡鄉考云、日は田の誤にて、泰音如田訓となり、古簡に與田と云ふは此ならん「淨金剛院雜掌申、讃岐國大内郡與田下村郷、領家職事、山本五箇之沙汰坊、任先例、可被全雜掌所務、依仰達執達、建武四年五月、武藏權守、細川兵部少輔殿」と見ゆ。○今譽水村(ヨミヅ)、福榮村(フクエ)是なり、譽水に與田川あり、福榮に與田山あり、白鳥郷の南なる山村とす。

水主(ミヅシ) 今譽水(ヨミヅ)村と改む、與田川の辛、三本松の西南に接す、一延喜式、大内郡水主神社在り、大主の詳風呂と云ふは、一種の方俗なり、弘法大師の傳授なりとぞ、藩籍に「使坑、鍋釜、湯水取鎮、賜雇人、以鳳巣之」と見え、佳実論の「以薫代之」と云ふに同じく、大師實に唐山より傳へし歟。(全讃史)○水主(ミヅシ)神社は、續日本後紀、承和三年、三代實錄、元慶元年、兩度授位の事あり。讃岐國官社考證云、水主(ミヅシ)神今社號を大水主と稱て、古より混ずる事なし、式には小社の列なれども、中古に至りては社殿も廣大にな

(大水主神社)

りて、社家社坊も數多ありしとは云へど、大かたは廢りて、今は纔に社家二戸社坊一宇殘れり、されど猶大社の形相は備れり、今傳る記錄寶物なども多き中に、年號社名等を記して、古證と成るべきもの亦多し、御殿の神は永享十二年の物なり、神宮寺と云ふは中筋村なる虛空藏院の事にて、中古この神社を彼寺の鎭守の如くに爲したりとぞ、又獅子頭一個あり、地は總て丹にて塗り、角は綠青、眼と齒とは金箔を置きたり、裏に文安五年安置とあり、大般若經の箱に書たる文あり、此經は經十巻づゝを納れたれば、合せて六十箱あり、沙門亮賢と云ふ僧至德二年より同三年に功終へたる由箱に書附たり、さて此の箱書附には古雅なる事數々あるの中にも、

一御中旗元社事

且依元享四年六月日彼夫工米之時敷官使村申狀案云、自寶龜年中御旗以來、如此臨時課役等、不勤仕之地也云々、寶龜者光仁天皇御宇也、天智孫也、至于寶德三年丙刀、六百餘歲、

一始附大水主名事

寶德四年申狀案云、大水主庄號列、當去寶德年中雖云々、本奧野御領云、

一與田入野兩鄉寄進大明神之事（○今福榮村大字入野）

保安四年同主申狀案、永久二年留守所裁判、天永二年神人申狀案云。

虎丸城趾

全讃史云、在水主村虎丸山上、寒川丹後守元隣之要害也、元隣者讃岐朝臣之族也、世領大内寒川二郡、永正初、元隣屬於之大内義興、元龜三年、爲阿之三好氏所囲、而退保昇城、後三好存保移居焉。（○外史補云、長曾我部元親、援取阿波七郡、十河存保守勝瑞、天正十年、遂走讃岐、據虎丸城、及羽柴秀吉平四國、封存保于讃岐、二万石、十四年、受秀吉命、至豐後、與島津氏戰于戸次、死之、十河氏亡。

與田寺

水主村大字中筋に在り、醫王山神宮寺とも稱し、水主神社の供僧坊なりしと云ふ、今の寺宇は享保中の修造にして、藥師殿觀音堂、護摩堂御影堂、樓門客殿庫裡等とす。○全讃史云、與田寺虛空藏院者、上世七箇寺所之一、而生駒侯時十五院之一也、正保二年、高松菅英公以其名跡、捨田、天正中行基創造、而中古衰廢矣、應永時、增吽僧正中興云、七箇寺所則與田虛空藏院、長尾寶藏院（寺在大部東山）坂田無量壽院、香西地藏院、玉井法藏寺（今之弘憲寺也）加茂明王院、荻原地藏院是也。

入野鄉

和名抄、大内郡入野鄉、訓爾布乃也。（○今丹生村、白鳥鄉の西なり、和名抄に爾布乃也と訓むこと其以を詳にせず。盛衰記に「元曆二年二月、義經其日は阿波國坂東西打過て、阿波と讃岐の境なる中山の山口の南に陣を取、翌日は引田浦入野（平家物語には白鳥丹生の宮に作れり）高松鄉を打過、屋島の城押寄けり」と見ゆ。

（生丹）

丹生村の町田と云ふは驛路に當り、岐分して一は海濱に出で、津田牟禮を經て高松に向ひ、一は長尾を經て高松に達す、長尾の方は延喜式引田松本とつゞく古道なり。○丹生の北山と云ふ丘は、鶴羽濱の東なる高崖にして、海上に絹島と名くる岩嶼あり、此邊を馬篠浦と呼ぶ、絹島は彩色せる様の岩にして、洞窟あり、遠く望めば錦繡を堆積したらん狀あり。

盛衰記に「平家は屋島の城を落ち、同國志度へ移りけれども、爰をも攻出されて、長門國引島に着、如何有べからん覺束なし、其をも漕出して、浦傳島傳に、白鳥丹生の社をも漕過て、筑前國箱崎の津に着給」とあるは、地理に戾る、白鳥丹生は東讃にて、箱崎も西讃なり、是等の地名をばあやまりて長門筑前の事と混亂したる歟。

寒川郡

大内郡の西に並び、東讃岐の中央に位置す、南は山嶺を以て阿波國と界し、北は大串岬海上に突出し、小豆島と相對ふ、津田、小田、鴨部、志度等の灣曲あり、面積十二方里、今十四村に分れ、大内郡に併せ大川郡と改稱す。

和名抄、寒川郡七鄉に分ち、佐牟加波と訓せり、今佐牟を縮音に呼ぶ。續紀、和銅六年、寒川郡人物部乳等二十六人、請從兵、許之、又同書、延曆十年、讃岐國寒川郡人、凡直千繼等言、千繼等先祖星直、譯語田朝庭（敏達）御世、繼國造之業、管所部之堺、於是因官命氏、賜紗抜大押直之姓、而庚午年之籍、改大押字、仍注凡直、是以星直之裔、或爲讃岐直、或爲凡直、方今聖朝仁均雲雨、澤因先祖之業、賜讃岐之姓、勅千繼等戸二十一烟、依請賜姓」とも載す。此星直凡直の祖は誰なるを詳にせねど、續後紀「承和三年、寒川郡讃岐公永直讃岐公永成等、賜朝臣」とも見ゆれば、五十香足彦命の後なる讃岐公（姓氏錄、景行天皇皇子）又は五十日彦王の後なる讃岐君（舊事本紀）などを遠祖とし、神櫛王の國造業の中絕せるを承けたる者なるへし。後世に至りては、寒川氏あり、讃岐朝臣の裔と稱して、東讃の名家なりき、或は植田と號す、東鑑に御家人植大夫資質あり。○全讃史に、讃岐朝臣直高、二男元直、此采地寒川郡、是寒川氏之祖也、文明年中、有三谷兵庫頭景久者、攻寒川常藏神前城、常隣亦還攻景久、是則同姓相犯、衰世之弊也、（虎丸城址、雲繋城址等參看）足利時代紋帳には、讃州の寒川家とて、其紋を錄し、寒川氏の小豆島を兼管したる事は、南海治亂記に見ゆ。○全讃史、寒川郡、古高一万四千石、打出四千石、新開四千石、寒川の沸泉は石田村の東に存す、懷中抄に證歌あり、郡名是より出つ、云々。

難破鄉

和名抄、寒川郡難波鄉、上同本音。（○奈波と訓むべし、難の本音は奈に同しかるべし、難

波津の例と相異すれば、七同本音と注せるなちん。官社考證云、今の富田郷は和名抄に羅波郷とある所なり、富田と改まりしは、年暦詳ならず、されど嘉元四年の御領目錄に、富田莊六條中納言とあれば、そのかみ既に改まりしことしるし。○今松尾村、富田村、及び五名山村なり、郡の東埼にして、大内郡入野郷與泰郷の西に連る。

松本（田面）　延喜式、讃岐の驛路は引田、松本、三谿と次第す、而て松本の名後世亡ぶ、一説松尾村大字田面なるべしと云ふ、里程の遠近を以て之を推せば、當然の説と思はる。南海流浪記に阿波の大寺を立て、大坂越をして、讃岐あいの中の山なる大津賀に到る、路間九里（仁治四年）とあるも、田面の事なるへし、里程亦相符合す。

富田　建長二年道家處分記に「讃岐國富田莊、故左大臣領也」と、嘉元御領目錄に「富田庄、小御所年貢五万疋可沙汰之由」と見ゆるは此也。此村の東に茶臼山と云ふ古墳あり、土人仁徳天皇と號す、又雨瀧山に寨址あり。○全讃史云、富田雨瀧城、安富山城守盛長始築之云、細川氏之臣也、其子曰筑後守盛正、其子曰筑前守盛方、是則細川勝元四傑之一也、其子曰肥前守盛定、元龜元年、娶阿州篠原入道紫雲之女、二國合謀、奪寒河氏之大内郡、後致亡。

雨瀧山　富田村に在り、細川屋形の被官安富氏の故壘とす。安富氏ハ應安ノ比、細川頼之ニ從ヒ此地ニ來リ、寒川郡ノ内七郷ヲ領セリ、長祿年間山城守盛長細川家ノ社家奉行タリ、城ヲ雨瀧山ニ築テ居レリ、此時勝元畠山氏ニ代テ管領ヲ務ム、因テ細川家ニテ盛長及ビ香西元資奈良元安香川景明等ノ四人ヲ棟梁ノ臣トス、世ニ四天王ト稱セラル、盛長ノ子元綱民部少輔ト稱ス、京師ニ在リテ管領家ノ事ヲ執リ行フ、元綱ノ子盛方筑前守ト稱ス、時ニ三木高長高岡ノ城ニ居テ三木郡ヲ領セリ、歿シテ嗣ナシ、細川氏是ヲ盛方ニ賜フ、盛方阿波ノ篠原紫雲ガ女ヲ納テ妻トス、按ニ園太曆ニ安富民部大夫行長夢想ノコトヲ記セル條アリ「康永四年八月叙位源朝臣行長注之」ト此人モシクハ山城守盛長ノ祖父ナドニテ、細川氏ニ從ヒテ當國ニ來リシニハアラズヤ、コヽニ源朝臣トアルニ、諸家紋帳ニハ「細川勝元被官、紀氏、安富又三郎元家」トアリ、又南海通記ニハ下總國ノ人ニテ、鎌倉權五郎景政ガ後ナリトイヘリ。（西讃府志）

鶴羽　富田の北なる海村なり、濱岸に礒山あり、風景佳なり、東は岡生村に至り、西北は津田浦に連る。（官社考證云、鶴羽は和名抄に載せられず、脱漏したる歟、一説之をば難波郷又神前郷に該たるは杜撰なり、嘉元御領目錄に「鶴羽莊、弘誓院領、依藤子康治官符、根本寺領也」云々、また寛永十年の國圖にも鶴羽の庄あり、されば神前の所屬に非ざるを知るべし。○按に鶴羽は往時大内郡入野郷の所屬なるべし。

津田　海市なり、今津田町と云ひ、民戸一千二百、海水灣を成し、泊舟多し、灣勢東北に向ひ、津田浦と曰ふ、富田村の澗水屈折して此浦に來歸す。○全讃史云、文化十年、村人、津田浦岩埼壁松根、有石匣、以瓦覆之、以朱塗其縫、開之則有骸三軀、又有古鏡、寶鋤天人及鳥獸、有古冢銘云、蓋上古貴家之塚也。名所圖會云、津田浦、岩崎權現祠所藏の古鏡は、考證家之を漢鏡なりとし、鏡の景初中に我邦へ齎りしと云ふ古鏡に[illegible]稱す。○皆川淇園琴林碑記云、津田邑南有八幡祠、祠東松林長三里餘、其林延東南、而前枕於海、其松樹俟數千株、狀皆偃蹇、白沙綠莪、雖畫不如也、清風入之、聲有似琴韻、因稱之曰琴林。

小田（大串埼）　津田の北一里、一港灣を成す、小田鼻を東角とし、大串埼を西角とし、灣頭の沙瀬に小田村あり、瀬戸内航走の和船の避泊所たり。大串埼は小豆島の地藏埼と相對し、三海里を隔つ、明石瀬戸より西走の舟は、此を目的として播磨洋を横絶し、更に屈折して備讃海峡に入る、即備讃海峡の東口なりと知るべし。

鴨部郷　和名抄、寒川郡鴨部郷。○今鴨部村、鴨部下莊村、小田村是なり。津田浦の西北、志度浦の東なる半島狀地なり、鴨部川は長尾の奥山村に發源し、郡内の諸水を集め、大串埼の西灣（鴨部浦）に於て海に歸す、鴨部は古訓加茂部なるべけれど、今は加部と呼ぶ。鴨部村大字東山に、延喜式、寒川郡志太張神社在り。全讃史云、極樂寺記曰、天長元年、弘法大師移石田極樂寺於鴨部、以下張神爲鎭守、蓋下張地名。

神埼郷　和名抄、寒川郡神埼郷、訓加無佐木。○今神前村及び津田村なるべし、鴨部郷の南、難破郷の北なり。延喜式、寒川神社、今神前村の山崎に在り、一説油良山に在りと云ふ（官社考證）○全讃史云、神前祠在油良山、蓋寒川氏之祖、油良大人爲主也、又云、三谷景之弟景光、受邑於油良、稱由良伊豆守、是由良氏之祖也、其子景廣、稱遠江守、據由良城、永正五年、香西豐前守攻由良降之。○道家處分記に「神前庄、興福寺領」と注せり。（油良）

多和郷　和名抄、寒川郡多知郷。○和名抄多知は多和の誤にして、今の志度村是なり、延喜式、寒川郡多和神社此に在り、三代實錄にも、元慶元年、阿波國多和神授位の事見ゆ。○官社考證云、讃留靈王記附錄に、多和は志度の舊名とあり、多和神社は志度村に在る多和八幡宮これなり、土人三ノ宮と云ふ、是本國三ノ宮なるべし、或は長尾郷前山村なる太田尾明神社なりと云ふは非なり、かくて志度浦を一名多麻の浦と呼ふも、多和の轉訛なるべし、又多和社内の山王權現と云ふは、日本紀略に「延喜六年、阿波國連岳神、氏大神等、授位」とある連岳神なり。○按に玉之浦は萬葉集に本歌あり、離小島を詠ず、紀州熊野浦にも此名を傳ふ、志度寺の縁起

（玉之浦）

には、藤原房前［illegible］此浦にして［illegible］向ひ［illegible］る［illegible］、玉［illegible］小島の春に見ゆる（萬葉集）舟出して今こそ見つれ玉の浦のはなれ小島の秋の夜の月（夫木集）汐みちて島の數添ふ房前の入江く［illegible］村立（志度寺縁起）

志度　志度浦、今志度町と云ふ、西は原村（三木郡）に連り、北に海灣を抱く、方二海里許、其形［illegible］とし、五劍山の東崖を西角とし、小串埼（鴨部浦の西角）を東角とす、市邑一千五百戸、船舶は多く灣首の東偏に蝟集す、高松市の東三里半、屋島の東一里半。

志度浦は長寛二年［illegible］の地なりと云ふ、元暦二年二月十九日、［illegible］の時、平家一旦屋島を棄て、船を志度浦に回航せしに、廿一日又源氏の軍に迫められ、遠く長門へ向け走れる由、東鑑盛衰記等に見ゆ、玉葉に「傳聞平家在讃岐國鹽田庄、而九郎襲攻之間、不及合戰引退」とある是此とす。

志度寺　志度村の東に在り、眞言宗、本堂には觀音を安置し、［illegible］數多あり、［illegible］長［illegible］文の事修とす。［illegible］志度に、藤原［illegible］公此浦の海女に通し、［illegible］珠を海底に探らしめ、之を山階寺の佛に奉り、其女の墓には一日房前生ける［illegible］なり、古傳說なるべけれど、房前父子の事には非ず、［illegible］、志度寺縁起に、［illegible］木を［illegible］して、觀音を造立せられ、藤原不比等房前に［illegible］すとあり、志度寺の縁起は古き物にて、［illegible］鎌倉時代を下らず、但し事は加へたり、［illegible］歴史に合はざる所多し、［illegible］其中にも古今の［illegible］、此［illegible］の如きは［illegible］、［illegible］讃州入は是に［illegible］りて［illegible］、（［illegible］志度村の東［illegible］寺は淨土宗、高松［illegible］より寺田五十石高を給せられ、同宗［illegible］云ふは又七十石高を給せられたり。

（度支）

［illegible］者本［illegible］元年、新院讃岐國に［illegible］れさせ給ひして、始は直島に渡らせ給けるを、［illegible］に御所立て［illegible］、後には在廳一［illegible］官大夫高遠か堂に入らせ給けるを、［illegible］其後長寛二年の秋、八月廿四日、御年四十六にて志度と云所にて終に隱れさせ給にけり、讃岐へ御下向の後九年にぞ成給、白峰寺に燒上奉る、仁安三年、西行法師讃岐國へ入て、松山津と云所に行ぬ、ここは新院流され渡せ給ける所ぞかしと思出し、昔戀しく尋まひらせけれども、其御跡もなかりける、支度と云山寺にうつらせ給ても、年久く成にければ、御［illegible］なきも理に覺えたり、（［illegible］）平家物語云、元暦二年二月廿一日、［illegible］熊野別當湛増は二百艘の兵船を田邊より調へて、源氏に加はる、平家も屋島にこらへずして、志度の道場に籠て、伊豫國の勢を相待ける、伊豫の［illegible］田内成直源氏に降りぬと聞えければ、志度の浦をも押出し、長門國へ漕行く。

靈芝寺　志度村の南なる字末山に在り、眞言律院なり、高松［illegible］、［illegible］云、［illegible］水年中、有僧有春者、［illegible］度人也、初［illegible］東山、［illegible］年、結［illegible］於日内山、比丘（［illegible］）［illegible］、［illegible］、日［illegible］寺、［illegible］比丘［illegible］律［illegible］、［illegible］之、延寶八年、賜寺［illegible］田百石、及公［illegible］、［illegible］于此山。

道田鄕　和名抄、寒川郡道田鄕、訓［illegible］、（官社考證云、道田を［illegible］と注したるは、サウデヌと［illegible］めとの意［illegible］、本書［illegible］國に［illegible］を［illegible］加へ注す、是によればサウデと唱ふべし、今はサウダと呼ぶ。）道田村は志度の南、［illegible］の北とす。

文安六年、［illegible］院所［illegible］目録に、讃岐國長尾庄道田庄は［illegible］（［illegible］永六年の目録には、［illegible］二位［illegible］大臣［illegible］法［illegible］）の由見ゆ、又高山寺本和名抄には道太に作る。

石田鄕　和名抄、寒川郡石田鄕、訓伊之多、［illegible］石田村存す、［illegible］田長尾の間にして、［illegible］、［illegible］村に寒川清［illegible］、［illegible］名の［illegible］、［illegible］式に［illegible］、［illegible］、大蓑大蓑［illegible］之に［illegible］、［illegible］社は石田村［illegible］山上に在り、［illegible］大蓑［illegible］を祀る、此は［illegible］寒川比古寒川比女［illegible］也、大神宮儀式帳に、大水上神兒、寒川比古寒川比女命とあり、大蓑は神の名、大水上神に晉相近く、且此神社の寒川郡內に在るを按ふに、恐くは此神ならん。

［illegible］寒川と［illegible］よりかくるこゝは［illegible］にけれ、（［illegible］）

布勢神社（式內）今［illegible］石田村、［illegible］寺記曰、天平年中、［illegible］行基［illegible］、［illegible］寺、以布勢神［illegible］［illegible］守、［illegible］名、［illegible］、此は［illegible］西長尾城主由［illegible］少將定平の［illegible］も云ふ、石田の西村に在り（名所圖會）或は云ふ、［illegible］寒川［illegible］氏の築く所にして、子孫七世、之に居れりと。（全讃史）

長尾鄕　和名抄、寒川郡長尾鄕、訓奈加乎、今長尾村是なり、［illegible］山村も［illegible］の中ならん、石田鄕の西にして、三木郡の東境に接す、此村は今大川郡の治所にして、［illegible］之に［illegible］る、志度浦の南一里半、高松市の東四里半。（寛元御領目錄に、長尾庄石田鄕を收む）

長尾　［illegible］院は長尾の東村に在り、［illegible］名［illegible］寺、讃州七談［illegible］所の一にて、眞言宗、初め鴨部村に在りしを、延元年中此に移せりと、［illegible］寺記は、州人の［illegible］りて、［illegible］古の［illegible］料と［illegible］す者なり、［illegible］院は西村に在り、長尾寺と稱し、天台宗を奉す、弘安六年の銘ある經筒二本を藏す。（名勝圖志）

晝寐城址　長尾村の南、大字前山に在り、元［illegible］年中、寒川［illegible］元［illegible］、［illegible］に［illegible］り、天正中十河存保と和好して、長宗我部氏を拒く、後遂に其［illegible］する所となり、寒川氏亡ぶ、山勢突兀、一山皆石にして、傍に溪布

あり、鴨部川の源なり。

奥山（オクヤマ） 長尾村の南二里、今も山村と云ふ、後嶺を踰ゆれば阿州美馬郡の江山に出づべし、大窪寺（オホクボ）、遍照光院あり、眞言宗、本尊藥師如來、四國巡禮八十八箇所、最終の札所なり。

岡田（ヲカダ） 岡田村、續日本紀に見ゆ、今詳ならず、因に延暦十年、讃岐國寒川郡人、佐伯部首牛養等言、牛養先祖出自紀田鳥宿禰、田鳥之孫米多臣、難波高津宮御宇天皇御世、從周防國、還讃岐國、以後遂爲佐伯部首、今牛養等所乘、猶稱首號、更無所據、但在官命氏、因土賜姓、行諸往古、傳之來今、其牛養等居所、在寒川郡岡田村、臣望賜岡田臣之姓、於是牛養等戸二十煙、依請賜之。

小豆郡

小豆郡（セウド） 小豆島（アヅキシマテシマ）聯島の諸嶼を以て成る、東讃岐の北、備前播磨の南にして、海中に居る、其東は播磨灘にして、西は備前の海なり。古は備前兒島郡に屬なりしが、近世讃岐に屬し、寒川郡に附す、寒川は郡其要害を知り、寒川に統せず、一島を爲す、明治十三年僅て一郡を爲す、今十七村に分れ、郡衙を土庄村に置き、人口四万六千を管治す。

小豆島（アヅキシマ） 寒川郡大串（オホクシ）埼は北二海里にして、本島西端に達すべし、備前の牛窓を去る稍遠し、面積九方里許、星城山（ホシガジヤウヤマ）東偏に崛起し、標高八百餘米突、北岸東岸は斷崖壁立し、津湊に乏し、南岸に港灣多し、好良の繋泊所あり。○小豆島は古事記二個國土を生成したまふ段に、此島の名見ゆ、應神紀云、兄媛自大津（難波津）發船、而往吉備、天皇居高臺、望兄媛之船、以歌曰、淡路島（アハヂシマ）いやふたならび、小豆島（アヅキシマ）（紀註云、小豆島也、淡路島與小豆島相並也）いやふたならび、宜しき島々、誰かたされあらちし、吉備なるいもをあひ見つるもの、

以下略。後天皇自淡路轉、以幸吉備、遊于小豆島。（續紀、延暦三年、備前國兒島郡小豆島、所放官牛、有損民産、宜遷長島、（今備前邑久郡長島也）其小豆島者、令民佃之、（國郡沿革考云、南北朝の際、備前國飽浦（兒島郡）の人、佐々木信胤小豆島に據り吉野に屬す、是時猶備前に屬す、其後細川氏四國を統轄するに及び、飽浦氏其地を失ひ、讃岐に屬せしなるべし、（今按、後宇多院御領目錄に、讃岐國小豆島を收め、北條大臣と注す、南北朝已前の事とす）

紀伊牟婁郡小山氏古文書云、佐々木信胤備前國於小豆島揚旗云々、早南山一族相可被合力也、天下御大事此時也者、天氣如此、仍執達如件、正平二年五月二日、小山一族中、鹽崎一族中、左少將。

太平記云、備前國住人佐々木三郎左衛門尉信胤、早馳ヲ打テ、去月二十三日、小豆島ニ押渡リ義兵ヲ擧クル間ニ、國中ニ志アル者共馳加ハリテ、逆徒少々打從ヘ、京都運送ノ舟路ヲ差塞キテ候ナリ、急キ近日大將御下向有ベシトゾ告タリケル云々、去程ニ四國ノ通路開ケヌトテ、脇屋刑部卿義助、暦應三年四月朔日、勅命ヲ蒙リテ四國西國ノ大將ヲ奉リテ下向トゾ聞エシ、（中略）三百餘騎ノ勢ヲ率ヘ、備前小豆島ヘ著ケル、

今按に佐々木氏此島に據れば、以て瀬戸内を控制し、西國の航路を塞ぐに足る、前に細川定禪に與し、以て足利氏の霸業を資さしめ、此に至り南方に歸す、常にして勢力に關係し、其功業述ぶるべきもの少なからず、小豆島其の地を以て、瀬戸内の海權を左右せるの跡、思はざるべからず。○西讃府志云、建武二年、細川定禪は松坂城主寄木頼信を討ちし時、三木寒川等の二族を橘家と稱し、詫間香西等の二族を藤家と稱して、是を讃州藤橘兩黨と云ふ、寒川氏は大内寒川の二郡及小豆島を兼領して、昼寝山（ヨヂヤマ）虎丸の諸城を構へりと云々。郡鄉考云、備前風土記抄と云書に、小豆島を兒島郡三宅鄉の屬と爲し、備前八郡二島誌には、小豆郡と記し、尾美池田肥戸草壁の四庄を立てたり、節用集にも備前十一郡として、中に小豆郡あり、寛永の比まで備前に附きたりと云々。○南海治亂記云、天正十一年ニ仙石權兵衛秀久讃岐ノ國ヲ賜テ、小豆島ニ來ル、引田浦ヲ取テ、島ヨリカケ持ニシ、時是ヲ考フ、小兵ナレバ香川香西ナドニハ向ハズシテ、島傳ニ彼コ此コ取上リ、少々ノ業アリ、十二年紀州湊雜賀ノ海賊船、羽柴ノ留守ヲ窺テ、大坂ノ城ヲ攻落シ、三河ノ君ノ御方人ニ參ラントテ、四國ヨリ長曾我部二萬人ヲ以テ發向アル可シトテ頻ニ乞來ル、是ニ因テ人ヲ堺ヘ遣ハシ、鐵炮火藥等ヲ買ヒサセ、早渡海ノ船用意セシ事火急也、然ル處ニ兩家ノ扱大形相調フ、天正十三年三月、上方ノ兵紀州ニ到リ、幾程ナク紀ノ路ヲ治テ大坂ニ歸リ給フ、是ヨリシテ從ヘシ者ハ敗レ、押ス所ハ潰ユ、故ニ其四月ヨリ四國征伐ヲ起シ給フ也。

小豆島石は近世有名の村料也、一年産額四十二三萬才を降らず、一才の山元代價平均拾錢と見積るも、其代價四萬二三千圓に達し、小豆島の大産物なり、彼の天正十一年豐太閤の築かれし大坂城の巨石も、みな土庄字千軒より伐出せりといへ、節理ある岩石なり（地學雜誌）

坂手（サカテ） 小豆島の東南端、大角埼の西側なる一村なり、大角埼は地藏埼と相對し、一灣を抱有す、苗羽（ナウ）半島其灣中に斗出し、内外の二港を爲す、外灣は即坂手にして、

内海ノ草壁港なり。○水路誌云、大角鼻の西岸角は小豆島の南東角を成す、ソノコ島は大角鼻附近にある高嶼にして、低岡に沿ふ所の一孤堆に由て、大角鼻に連續す。

草壁（クサカベ） 又草加部に作る、本は古號にして、小豆島東南を總べ、今の内海村、安田（ヤスダ）村、西村、苗羽（ナウマ）、坂手村等に當る、苗羽村安田村は内海灣の奥底にして良泊地なり、苗羽半島の角を權現埼と云ふ。（安田）

内之海（ウチノウミ） 水路誌云、此灣たる陸地全く圍繞せる壯大の港にして、權現埼と地藏埼との間を灣口とし、東北に屈折す、深入三海里、闊一海里、灣内到る處水深七尋乃至八尋、泥底にして各種船舶に適する最良の錨地なり、灣頭に數大村あり、其首村を草加部村とす、村背の高嶺を星ケ城と云ふ、二七〇〇呎。

星城山（ホシガジヤウ） 小豆島の高峰なり、山勢西に延き、形狀崔嵬たり、山中に鐘掛（カンカケ）を號する奇境あり、岩石峨々、鉤を用ひ石に懸け、辛ふして攀緣すべし、今神懸（カンカケ）、又寒霞溪（カンカケ）の字に假る。○桐北紀行云、内海村は神懸の麓也、此邊所々にある石燈みな自然石を以て作る、古色愛すべし、山路に登るに隨ひ、溪水潺湲として苔石羅列たり、登る凡半里許寒霞溪にいたる、此溪は三丈餘の巨巖の面に流れ、水條線の如く下る、其兩岸怪巖突起して、其の狀劔の如く屋の如し、ますます進んで望むに、四面みな石山なり、山は峰をなして、青松其間に生じ、其の際にあるは皆く奇巖なり、山形皆圓轉するに尖鋭は刃の如きものあり、老翁の跪坐す如きものあり、屏風の如きものあり、巨人の坐踞する如きもの、其他千狀万態、洞門の開くもの、溪穴を通るもの、變化奇幻、筆舌に盡しがたき所あり、万以千巖雲霧間、雲山仙洞路幾重、樣景不似人寰物、皆信靈仙是此山。○地學雜誌云、神懸溪は、其攀援の險路花崗石より成るも、頂上に近くに從び、地質一變して火山質岩となり、種々雜多の火山岩塊、及び碍々たる集塊岩、二百米突内外の厚さをなして現れ、澗水之を浸蝕して溪谷を穿ち、石峰を出し、或は鷹觜さして筆立し、或は峙然として洞を爲し、或は大石の上に小石を負ひ、或は怒て拔起し、或は崩潰して支ふること能はず、其狀千態、特に秋冷の候に至れば、溪岸の楓葉錦樹霜氣に濡ひ、濃く染りて万木紅葉ならざるはなし、洞道を過ぎ岩に縋り登れば、應神天皇の鉤を岩に懸けて登らせ給ふと傳ふる峻坂を經て、絶頂に至る、海拔五百六十米突、數町の廣場あり、是れを四望頂と名く。（寒霞溪）（鐘掛）

福田（フクダ） 小豆島の東北角、金崎（カチガザキ）の南なる海村なり、安田の北二里。○水路誌云、福田灣は東面金埼と辨天島とを以て灣門とす、闊さ一海里、灣首の沙灘に福田村あり、灣の中央は水深九尋乃至十二尋、北東風を除く外諸風を保障せる好避泊處あり、錨地は高二十呎の岩を辨天島の西端と一線に望み、水深十尋の處を最好とす。

大部（オホベ） 美尾（ミミ）莊と稱し小豆島北岸を總へたる地名なり、今福田村、大部村、北浦村を其域とす、星城山の嶺を負ひ、北に海を隔て、播備の山を望む、泊舟の便地は福田灣の外に之なし。（美尾）

小江（チエ） 今長濱、瀬宮、伊喜末と合同し四海（ヨツミ）村と稱す、小豆島の西北隅に居る、小江の海上に岩礁碁峙す、長濱瀬宮の海には、往々石鏃を拾ふことありと曰へり。

肥土（ヒト） 又肥戸に作る、小豆島の西南なる莊號にて、今の大鐸（オホヌテ）村（大字肥土山）淵崎村（大字上莊）土庄（トノシヤウ）村等皆其に屬す。

大野手比賣神社（オホノテヒメ） 肥土山の東、星城の一峰に在り、近年神號に依りて大鐸村の名を立つ。古事記云「二神生成國土、（中略）生吉備兒島、亦名建日方別、次生小豆島、亦名謂大野手（上）比賣」、この古傳に據れるなり。備前國神名帳、小豆島郡二社、正五位上玉比咩明神、從五位上賀島玉比咩明神。（この玉比咩なり）

池田（イケダ） 肥戸莊と草壁莊の中間を池田莊と曰へり、今池田村、二生（ニフ）村、三都（ミト）村の三と爲る、地藏埼（ヂザウ）は小豆島の南方の大岬角にして、突出二里、二生三都の二村は此岬上に在り、埼頭は三百米突の孤峰を聳し、其南端を蹕渡鼻とも曰ふ、高陸石岸にして、寒川郡の大串埼と相對す。（地藏埼）

土庄（トノシヤウ） 小豆島西南端を甲島（カンマ）と曰ふ、瀬戸に由て本島と分離す、一座の山島にして、方一里に滿たず、然れども低潮にあたりては、瀬渠全く沙嘴と爲る、其灣の南に土庄町あり、北に淵崎村あり、戸數二千許、一島の大邑なり、港泊は其東に在りて、岩礁四點港中に露出す。土庄は郡衙を置かれ、商工多く集まるを以て、瀬戸内の定期汽船常に來往す、高松市へ十二海里、大坂市へ七十海里、岡山市へ十八海里。

賀島（カシマ） 今鹿島に作る、即土庄村の別名なり、郡鄕考に備前國神名帳を引て曰く、小豆郡二社、玉比咩明神、賀島玉比咩明神社云々と。

豐島（テシマ） 小豆島の西なる海島なり、今豐島村と云ふ、小豐（コテ）島（シマ）は其西十町に在り、東西五十町、南北之より減し、西北岸に家浦（イヘノウラ）あり、即一島の都會なり、西北に備前の兒島灣を望み、西に井島あり、（十餘町を隔つ、僅民戸也）島南は瀬戸内の大航路にして、男木島の燈臺は二海里の對岸に在り。○山海名産圖會云、豐島は週環三里の島山なり、此島の採石は他山にかはれり、山の表より打切堀取（トリ）にはあらず、唯山に穴を穿ちて之を伐り出す、鑛山の坑（アナ）場に似たり。地學雜誌云、小豆島及び豐島は島脊花崗岩より構成せられて、其上方に掩するは第三紀の凝灰質角礫岩也、豐島石と稱し、豐島字甲生（カウト）附近に産し、石質軟にして、燈籠又は庭石等の細工石に用ゐ、其年產額四五万圓といふ。（家浦）

木田郡

木田郡

明治三十二年、三木山田の二郡を廢し、其域を以て木田郡とす、凡十九村、人口七万六千治所は口口に在り。

三木郡

寒川郡の西、山田郡東、面積七方里、地勢は山田郡と相交錯せり、今相併せ木田郡と改む。

(御城郡)

和名抄、三木郡八郷に分ち、日本書紀「持統帝三年、詔曰讃吉國御城郡、所獲白燕、宜放養焉」と、靈異記には美貴郡に作る、古郡なるを知るべし。○全讃史云、讃岐朝臣永成、子元重、元重長子高成、受采三木郡、是三木氏之祖也　又云、三木郡古高一万一千石、打出三千石、新開三千石。

三木の名義、讃岐忌部の竿木を貢進したる地なれば、御木の名起る歟、或は屋島の城塞ありければ、御城の名起る歟、いづれと決め難し。

井門郷

和名抄、三木郡井門郷、訓井乃倍。(高山寺本、井閇郷、注爲乃倍)○按に本郡井門井上の三郷を載せ、同訓とす、今井門を井戸に作る、然らば井門井上は本來同唱に非ず、和名抄井門に井乃倍と注せるは誤れるのみ、本郷は郡の東偏に在りて、今井戸村と稱し、北方に白山の丘陵横たはる。○全讃史云、鎌倉塚、在井戸村眞行寺内、相傳、足利尊府征夷大將軍源義村、避於淡州、世謂島公方、移于此地、尋薨、謚曰惠林院殿道舜居山、葬之井戸眞行寺、後世呼曰鎌倉塚。按に義植又義材と曰ひ、其葉阿州撫養の岡崎城址にて之を傳ふ、此井戸に鎌倉塚と稱する者、恐らくは將軍墓に非じ、他の鎌倉武家に關係せる名家の跡ならん歟。○嘉元四年御領目錄に「井戸郷、准后堀川、氷上郷、重方新右衛門督殿、田中郷、重清朝臣、三木井戸郷、冷泉三位入道、高岡郷、行邦」など注したるは、皆三木郡内の庄園なり。

(井戸)

鰐川

寒川郡鴨部川井戸村の東を過ぐ、此に之を鰐川と云ふ。官社考證云、延喜式、三木郡和爾賀波神社は井戸村の和爾八幡宮是なり、一說、高岡村に在りと爲すは採るべからず、肥前風土記「佐嘉郡西有川、曰佐嘉川云々、此川上有石神、名曰世田姫海神、謂鰐魚、年常逆流潛上、到此神所、海底小魚多相從之」云々とあり、所謂和爾川の川上、寒川郡長尾郷名村に石神と云地ありて、いみじき大石あり、又石神權現と云ふ社もあれば、彼風土記の古傳と、此社傳とを與考するに、此所にも上古肥前國佐嘉川の如く、此川を海神の逆上りて、彼石神の所へ往來せりなど云ふ緣由にて、竊祀せるにや。

高岡郷

和名抄、三木郡高岡郷、訓多加乎加。○今下高岡村是なり、別に上高岡の大字ありて、氷上村に屬す、上高岡は地形全く氷上郷の所屬にして、古の高岡郷の地にはあらじ。

白山

下高岡村の北に峙ゆ、一座の丘陵なり、上に妙理權現祠あり。祠邊に細川相模守清氏(和氏の子)の墓あり、貞治元年七月、清氏郡高屋城にて討死の時、寒川郡寶藏院明雲法印引導して爰に葬ると云ふ。(名所圖會)○南海流浪記云、建長元年八月七日、立白峰、至白山、路間七里、八日、立白山、至引田、路六里。

氷上郷

和名抄、三木郡氷上郷、訓比加美。○今氷上村是なり、高岡郷の南に在り、故に上高岡の大字あり、鹿庭村も此屬ならん、阿波境の山中に在り、此山中には陶土を產出すと云へり、屋島の潟元村に注ぐ新川の源なり。

(鹿庭)

田中郷

和名抄、三木郡田中郷、訓多奈加。○今田中村是なり、氷上郷の西に並ぶ、山中の大字小簑に虹瀧布あり。○按に靈異記に、美貴郡大領外從六位上小屋縣主宮手が妻は田中眞人廣虫が女にして、子八人あり、其家富み田宅錢穀多かりし由を載す、田中眞人は姓氏錄に載せず、此郷の在名歟。

池邊郷

和名抄、三木郡池邊郷、訓伊介乃倍。○今平井村に大字池戸あり是なり、氷上田中二郷の北なり。

平木は池戸の東に接す、今井上と相併せ、平井村と改む、長尾村より高松市へ通ずる驛路に當る。全讃史云、弘治年中、三木高長、居平木城、讃岐朝臣之支族、以食邑爲號也。

(平木)

井上郷

和名抄、三木郡井上郷、訓井乃倍。○今平井村の大字に存す、平木驛の北に接す、井上の北に鬼原と呼ふ岡あり、之を踰ゆれば幡羅郷牟禮郷に至るべし。

幡羅郷

和名抄、三木區幡羅郷、訓波良。○今牟禮村の大字に原村存す、志度浦の北西に接比し、八栗山の南麓とす。

武例郷

和名抄、三木郡武例郷、訓無禮。○今牟禮村の西部及び庵治村(山田郡所管)なるべし、幡羅郷と一境を成し、半島狀の地なり、東は志度の灣に至り、西は屋島と細江を隔て、北角を觀音埼(又番浦鼻)と曰ふ、八栗山其中央に屹立して、半島の鎮めを爲す者に似たり、讃州陸岸の極北とす。

牟禮

今牟禮村の西部は即古の牟禮郷なり、其西は屋島に對し、高松に接す、元曆年中の古戰場なり。東鑑云、元曆二年二月十九日、廷尉義經到于屋島內裡向浦、燒拂牟禮高松民屋。源平盛衰記云、屋島より鹽干潟一つ隔て、武例高松と云所あり云々。牟禮の六万寺今猶へたりと雖、猶地方の名刹とす、相傳へて壽永帝の行在、平氏の軍營

出づ。

六万寺(ロクマン)　讚岐國名勝圖會云、壽永二年九月、安德天皇屋島ニ行幸シ玉フ時、內裏イマダナラザリシカバ、六万寺トイフ寺ヲ皇居トシ玉フ、其時公卿殿上人ナド詠玉フ歌ヲ、堂ノ柱ニ題ノ付リシニ、天正年間マデ尙殘リシヲ、長曾我部元親此寺ニ來リテ、其歌ヲ見テ、大丈夫ノ心ハ昔モ今モカハリタルコトナシト、最感ジアヘリシニ、イカヾヤシタリケン、土佐ノ雜兵等誤リテ火ヲ出シ、此寺燒ニケリ、元親大ニ歎キテ、寺ハサシモアラヌヲ、彼歌ノ世ニ殘リタルハイトメデタキモノナリシヲト、火ヲ誤リシ雜兵ノ首ハネニケリ。全讚史、按極樂寺記云、天長四年、寺主異濟法師、建六万寺於牟禮鄕、其本尊則新羅王所刻之彌陀如來也、壽永年中、安德帝以此寺爲行在所、元德元年、高松賴重、立本地堂、貞治八年細川賴之修金堂、又修佛像、讚岐氏譜云、讚岐公高晴建寺於牟禮、曰六万寺。

牟禮王墓(ムレノワウハカ)　牟禮村の西、屋島に對向する陵畔路傍に在り土人王墓と呼ぶ、古讚岐國造の祖神櫛(カムクシ)王(景行之皇子)とぞ。全讚史云、殯田氏譜曰、神櫛命封于山田郡、止于屋島下、薨今牟禮其故鄕云、王營葬之其地、今曰王墓是也、有子立石、一則高五尺七寸、一則高四尺三寸、舊刻皇辰、按神櫛命、其子曰千麿命、其子曰能擧命、應神帝命以爲國造、所謂須賣保禮命是也、其子曰森葉摩命、其子曰小枝命、其子曰大別命、其子曰古美大人、其子曰油良大人、移宥於山田郡油良村、名蓋出于此、其子曰坂根貸、其子曰遊賀、崇峻帝二年定讚岐國境、實有蕭場之事也、其子曰小櫛獻、孝德帝爲國造國司、以按檢之、其子曰浦海獻、此時天智帝城于屋島、是爲火城也、與大和高安及對馬金田一時成矣、其子曰田蟲別王、其子曰浦津大人、持統帝賜姓讚岐直、其子曰高獻、其子曰倭須獻、元正帝賜姓讚岐公、其子曰高晴、聖武帝加賜食采六万戶、建□寺於牟禮、曰六萬寺、其孫曰永成、光仁帝賜姓讚岐朝臣。(此)按に讚岐國造は數流ありて、異說の詳ならず、全讚史の所述も盡さざる者あり、讚岐國造に寒川郡の條を參看すべし。西讚府志云、讚留靈公ノ裔ニ、酒部黑麿トイヘル人アリテ、酒ヲ造リテ允恭天皇ニ奉リシコトナド見テ、アヤシキコトドモイヘリ、酒部ハ神櫛皇子ノ子孫ニ賜ヘル姓ニテ、彼記ニイヘル由ニハアラズ、ソハ古事記ニ「神櫛王者、木國(キノクニ)之酒部阿比古、宇陀(ウダ)酒部之祖」ト見ユ、又姓氏錄ニ「酒部公、讚岐公同祖、神櫛別命之後也」トモ見エ、又續日本紀五、又三十六、文德實錄八ナドニモ此姓見エテ、皆此皇子ノ裔ト聞エタリ、因テ按フニ、酒ヲ古ヘ久志トモイヘシバ、神櫛ノ櫛ハ酒ニヨレル御名ナルベシ、サテ神ハ例ノ尊稱ニテ、唯櫛王トイヘルナルベシ、サレバ讚留靈王トイヘルモ、靈王ハ久志乃美古ト訓シナルベシ、讚留ハイマダ考ヘ得ズド、強テイハヾ留ハ奴ヨリ轉リタルニテ、讚岐ノ岐ヲ略キテシカ呼ビナラヒシニヤ。

王墓の邊は、元曆の源平古戰場にあたり、王墓の地と相隣接して、佐藤繼信の墓あり、元祿年中藩主より墓標を建てしめらる。

八栗山(ヤクリ)　牟禮村の北に峙ゆ、又八國(ヤクニ)山と曰ふ、絕頂に上れば八國を眺め得と云へり。又五劍(イケンザン)山と稱す、其頂峰危岩列立して、劍の如きもの五、故に名づく、樹木稀疎、山骨暴露す、三百七十米突の高さに過ぎざるも、海上に屹峙するを以て、遠近皆瞥すべし。五峯の一岩寶永中崩壞し、今は四劍のみ、頂上に聖天祠あり、山下には八栗寺あり、此寺亦弘法大師の創始と稱し、修求聞持の靈場とす。

(五劍山)

峰分五劍插雲端、雨淬風磨自寒、白日南溟高紫氣、何人飛肉倚天看、　尾池　桐陽

庵治(アヂ)　此村近世山田郡に屬したり、八栗山の北にして、牟禮半島の北端に在り、屋島と西背に對し、北端は邵番浦鼻と稱し、小豆島の土庄と相對す、瀨戶內海の航路之を過ぐ。

番浦鼻(バンノウラ)　庵治村に屬す、本州の極北角なり、前方に北二海里以內に、稻木島、兜島、鎧島、庵治島(大島とも云ふ)など羅布す、以て屋島灣の東北を塞ぐ、此諸島は皆小岩嶼にして、其海底險惡なれば、行船者之を避けて島邊に近づかずと云ふ。

阿波島(アハ)　今庵治村の西北二海里なる大島(オホシマ)と呼ぶ者是ならむ、恐らくは是なり、屋島の北岬を去る一海里。万葉集僻案抄云、讚岐國屋島、北去百步許、有島、名曰阿波島と、阿島濱洲など諸州に同名多ければ、其列別に難し。

百傳ふ八十島わをこぎくれど粟の小島は見れどあかぬかも(萬葉集)

味鎌(アヂカマ)　萬葉集の歌に、此地名あり、或書には讚岐に庵治浦鎌浦と云所ありと聞くと注し、名寄考には之を讚岐とするは疑はし、猶東國なるべく覺ゆと注せり。

味鎌の鹽津をさしてこぐ船の名はのりてしを逢はざらめやも(萬葉集)安治可麻の可家のみなとに入汐のこてたけくもかいりてねまくも(同上)阿遲可麻の潟にさくなみひらせにもひもとくものかかなしけをおきて(同上)

望五劍山　尾池　藤隱

滿山綠樹鬱蒼蒼、中有寶峰列劍鋩、遙想空海南渡日、幾人同望割禁蔣、

山田郡(ヤマダ)　香川三木二郡の間なる小郡とす、北に屋島あり、一灣の海濱を以て牟禮地と相隔つと雖、低潮には徒涉すべし。今三木郡に併せ木田と改む。和名抄、山田郡夜未太と訓み、十一鄕に分つ、天智紀六年十一月、讚吉國山田郡屋島城、十年、讚岐國山田郡

人家、有鍋子四足香」などあれば、國郡制定の初めに、本郡を建てられし也　○天平七年讃岐國山田香河二郡境田圖の摸本あり世に流布す、是は弘福寺（或は與福寺と曰ふ）の寺田圖なるべきこと、捺印にて知られ、上緣に□田郡□鄕舟椅里と大書す、其山田郡林鄕なるべし、舟椅里は今の林村などに遺名を見ざる歟、如何。

頭案三代格、元慶四年官符、讃岐國解、山田郡十鄕餘戶、課口、一千七百六十、那珂郡十鄕課口、二千八十云々。○全讃史云、山田郡、古高一万九千石、打出七千石、新開三千石。

高松(タカマツ)鄕

（古高松）

和名抄、山田郡高松鄕、訓多加萬都。○今の古高松(フルタカマツ)村、潟元(カタモト)村（屋島）是なり、東は武例鄕（三木郡）西は草原(ヤハラ)鄕（香川郡）北は江海に至る、近世高松の名を香川郡に移し、此地を古高松と呼ぶ、新古の兩地、相去る一里半とす。

（瓜生）

高松は元暦二年二月の戰場にして、源義經屋島内裏を襲ふ時、其向浦なる牟禮高松の兩鄕を燒きたる事、東鑑盛衰記等に詳なり、東鑑に「經□□瓜生(ウリフ)山屋島之下、潮深不易渉」と曰ふ、瓜生は盛衰記宇甫(ウリウ)に作る、此岡は高松牟禮の中間にして、今干潟の相引(アヒヒキ)と字する地の南なり。

喜岡(キカウ)寺

寬文元年、僧覺行開基、古の高松城墟なり、高松三郎賴重の築く所にして、後裔賴邑に至り、天正中に亡ぶと云。一說高松領主は美濃國土岐の一族にして、舟木氏、隱岐掾三郎と云、「名所圖會」太平記に、建武三年、賴重細川定禪謀叛の事を京都に注進せる由あれど、賴重は遂に定禪及び詫間香西の兵と屋島に會戰し、一族十四人郎等三十四人打死を爲し、事も見えたり（全讃史云、讃岐朝臣直高、三男曰元賴、受采於高松鄕、是高松氏之祖也、嫡子喜來(キライ)、曰高松城、其裔至左馬頭賴邑、屬香西氏、天正十一年、仙石秀久來攻高松城、不克而還、及豐公南征、城陷）按に舟木賴重と高松賴邑は一系にや、異族にや詳ならず、賴邑の事は、南海治亂記に、天正十三年長曾我部氏に屬したるを、浮田秀家軍ありて之を殺し城をも陷れける事、詳也。

屋(ヤ)島

（八島）

古高松の北、一條の干潟を隔つる海島なり、島形は實狀をなし、長徑五十町許、屋島浦は東岸にして、牟禮の浦と相對ひ、海灣を抱有す、屋島一に八島(ヤシマ)に作る山島字の狀あり、地質は火山岩より成立すと云ふ。

天智帝此に築城し、瀨戶內の防禦と爲したまふ事國史に見ゆ、壽永二年、平宗盛幼帝を奉じ海に泛び此地に到る、阿波豪族田口成能來附し、四國を徇へ行宮を建つ、翌年山陽道に定まるを以て、帝を福原（攝州）に移し奉る、二月福原陷れ、又帝を奉じ屋島に還る、源義經襲ひ至り、火を行在に縱つ、平軍□く舟に上り西走、赤間關（長州）に赴いて（東鑑云、元曆元年、前內府返狀曰、主上去年御于讃岐國屋島、于今御經廻、正月廿六日、解纜□□攝州、又云、元曆二年二月、平家前內府、以讃岐國屋島爲城郭、又武衞遣御教書云、坂東の勢をはなれして、筑紫のものどもを以て、八島をば責させ候べし云々。

八島懷古　村山　□□

海門風恬浪濤平、此地曾屯十万兵、金鎚□□□□□、
搜尋空餘□□城、迴信朱衣結纓死、無復青衣行酒生、
不識英魂何處所、月明波上夜吹笙、
宮車一去帝王州、大海風雲□□□、非復有□□□□、
古瀬□□□□□、□□□□□□下、殘寄影乃擧月洲、
那識興廢亦夢裏、幾人倚倚望鄕樓、

屋島(ヤシマ)寺

屋島浦の山上に在り、□□□□、什寶多く、源平合戰の古器を傳へ、善□帝の行宮址と說く、□□□□の創むる所にして、寶□□□に說き擧習すと云、今□□を本す。○古□□云、讃岐國、屋島寺千光院、□□□人□阿彌陀佛、鑑眞渡海生□、□□□云、承久元年四月、上洛於六條町、勸十方檀那云々、貞應二年癸未十月。高僧傳云、釋惠雲、唐人、從鑑眞來、移屋島寺、空海初從雲學毘尼云　○全讃史云、屋島寺、元曆年中、安德帝以爲皇居、天正年中、長曾我部元親登之、以爲古戰場云、延寶四年、高松侯源□公、捨寺田五十餘石、簑彥(ミノヒコ)祠、在屋島山上、相傳貞元二年官使物部乙嗣、登屋島山、令里人伐樹木、簑彥神祠震動。

潟元(カタモト)

屋島の西岸を潟元村と曰ふ、今屋島村と合同して一島を潟元村と稱す、高松市を望み、相去る一里。○東照宮は、文化十二年高松藩侯の所建にして、源祖英公を配祀す、屋島の潟元に在り。

（屋島內裡址）

長門本平家云、阿波民部大輔成良は屋島の浦に在けるが、遠見の者、海の面に竹の葉を切散したる樣に、船の浮びて候と申せば、成良是は平家の人々九國のものどもすげなく歸り參るにより、海上に浮び給たるとて、小舟に乘て潸向ひ、此屋島の浦は城□にて候なり、唯是にと申て入進らす、民の屋を以て皇居とするにあらねば、暫御輿を以て御所とす、大臣殿以下の月卿雲客、皆怪しの黑戶に夜を明ね、海士の苫屋に日を送る、成良形の樣なる板屋內裏造出て、主上國母なんど渡し奉る、人々も蒸の茫屋とも當て住居給ふ。○玉海云、壽永二年九月、或人云、平氏實頼、餘勢不滅、四國並淡路安藝周防長門、並鎭西諸國一同與力了、或云、去八月廿八日、平氏始籠入鎭西、國人等依不用、遂出向長四國之間、又不入國中、付□四國、閏十月平氏在讃岐國、船各具主上并神璽云々。

○參考本盛衰記云、屋島の城は源氏が知らでこそよき城とは申せ、事もなき所なり、武例高松の松原の在家に火を懸て、讃岐干潟に附て山のそばに打そふて渡らば、鐙鞍□□□□也、百□三百騎轡を並べたてて押寄ば、平家は汀に□□たる船に乘て沖へ押出、內裏を城にして戰はんこと無益の所也、（中略）去程に夜も明ぬ、源氏武例高松

に火を懸ければ、平家は急に御船に召、敵の勢に隨て指寄々々御軍あるべしとて、侍共は汀に船を用意して、内裏を守護し奉らんとす、源氏は僅五十餘騎にて、屋島舘より攻寄たり、元暦二年二月廿日、卯刻計の事ども也判官下知しけるは、平家は大勢御方はいまだ續かず、敵内裏に引寄て、出合出合戰はんには、ゆゆしき大事、其上兵船海上に數を知らず、屋島の在家を燒拂て一方にのみ附て攻べしと云ければ、條里を立て遣垣たる在家一千五百餘家ありけるに火を放つ、内裏も一時が間に燒亡す。長門本平家云、平家は小勢を大勢と見て、城を捨て御所を燒せぬることそ安からねとて、渚に漕てぞ戰ける、其日判官軍に負て引退、牟禮高松の境なる野山に陣を取て下居給けり、明廿一日の未明に、判官又も屋島の城にぞ寄給ふ、平家は昨日より船に乘居て或は二三町四五町に押浮て、互に鬨を作て寄合、日の暮る迄出合けり。參考本盛衰記云、斯る處に熊野別當湛増、兵船二百餘艘を調て、田部湊より漕渡り、源氏に加る、河野四郎通信伊豫國より馳來て、軍兵餘輩を合す、判官いよいよ力を得て攻ければ、廿一日巳刻には屋島の渚を漕出て、塩に引れ浪に誘ひ出て行く。東鑑云、二月十九日辰刻、到于屋島内裡之向浦、燒拂牟禮高松民屋、依之先帝令出内裡、前内府相率一族等浮海上、廷尉馳向汀、平家又掠船互發矢石、此間佐藤三郎兵衛尉繼信等、燒失内裡井内府休幕以下舎屋、黒煙聳天、白日蔽光、于時平氏家人等自船下、而陣宮門前、合戰之間、繼信被射取畢、廷尉悲歎、屈一口僧衣、葬千株松樹、以秘藏名馬賜僧、是撫戰士之計也、莫不美談。

おもひぞいづる、壇の浦の、其船軍、今ははや、閻浮にかへる生死の、海山一同に震動して、船よりは鬨の聲、陸には波の楯、月にしらむは劔のひかり、うしほに映るはかぶとの星の影、水やそら、空ゆくもまた雲の波のうちあひ、さしちがふる船軍のかけひき、うきしづむとせし程に、春の夜の浪より明けて、かたきと見えしは、群れゐる鷗、鬨の聲と聞えしは、浦風なりけり、高松の浦かぜなりけり、高松のあさ嵐とぞなりにける。（謡曲八島）

屋島浦　　江村　宗珉

漠々風煙落日愁、征鞍南古下寒洲、沙場自傍青山遠、海水空縈孤島流、萬壑啼猿宮殿盡、長汀衰草甲兵收、潸然相憶當時涙、況又不堪蕭萩秋、

喜多郷

和名抄、山田郡喜多郷。○今木太村是なり、高松郷の西南にして、香川郡界に接す、拜師郷の北なり。

本山郷

和名抄、山田郡本山郷、訓毛止夜萬。○今川添村是なり、大字元山、山崎等あり、元山は小驛にして、高松市の東南一里とす。

（元山）本山八幡宮は今山崎に在り、久米八幡宮と稱す（名所圖會）東鑑、嘉貞二年、石清水領讃岐國本山庄、又岩清水末社記、嘉禎三年八月、供養之不斷法華經所、讃岐國本山庄、奉行權別當晉清。

拜師郷

和名抄、山田郡拜師郷、訓波也之。○今林村是なり、本山郷の西にして、三谷村の北とす、香川郡界に接す。

坂本郷

和名抄、山田郡坂本郷、訓佐加毛止。○今坂上村に大字坂元存す是なり、三谿郷の東、前田村の西とす。

田井郷

和名抄、山田郡田中郷。○今田中の名なくして田井村あり、坂元村と合同して、坂上と改む蓋是なり、前田村の西にして拜師郷の東なり、田中即田井を誤れるのみ。

由良神社　考古雜志云、山田郡田井村に由良神社ありて土人は清水大明神と稱ふ式内ならねど、清濁の名神千手堂神名帳等に見えたり、此社に古き言ひ傳ふ、昔一口は土中に埋藏し、碑を立てゝ曰く、

山田郡由良山下、有清水大明神祠、里中祀之、其祀則淨圓自性院奉之、祠前有一[illegible]、[illegible]上古神事[illegible]之器也、舊有十二甕、埋祠傍地者一、見存者[illegible]、往昔有僧[illegible]者、改鑿[illegible]之具云、[illegible]今[illegible]、自性院主號神祠而崇祀、云々、大旱則汲甕二甕、必得雨、今茲寛政二年庚戌、夏大旱、乃齋宿七日、迄不[illegible]之器、七月三日、特修請雨之法、郡官鄕吏皆會、而須臾甘雨大至、云々

と有によりて考ふるに、神櫛王釀酒之器と云は古傳ならむと思はる、そは古事記には「神櫛王者、木國之酒部阿比古、宇陀酒部之祖」また姓氏録に「酒部公、讃岐公同祖、神櫛別命之後也」などありて、酒に由ある王にまして、神櫛と云ふ名の櫛も酒の意にて、此王の御神靈を祀れる櫛梨神社の櫛梨も、酒成ならんかし、又由良社傳に祭神を神櫛王の御子姫神を祀るゝ有に、[illegible]と云ふものに、神櫛王より第六代の孫に油良大人と云ふが有て、全讃史に「古美大人、其子曰油良大人、移居於山田郡油良、即油良氏之祖也」云々と有によらば、此由良は釀祖神櫛王の酒を釀造し給へりし[illegible]なれば、油良大人往古を慕ひて此所に館舍をも移して居住給ひしなるべし、かくて此古甕の釀酒の器とはしるきものから、祈雨の具と爲せし事は、如何なる謂あるにか、三代物語に「清水大明神、在上田井由良、所謂由良明神是也、有三甕爲云々、歳大旱、里民汲此甕、灌以清水、雨滂沱、俗謂之由良甕也、蓋酒旗酒其中焉」とありて、寛政二年に甘雨を得しのみならず、近世に至りても、しばしば其驗を得たりと云ふ。○由良石は安山岩也、建築材に供せらる。

宮所郷

和名抄、山田郡宮所郷、訓美也止古路。○今前田村なるべし、高松郷の南、十河村の北に

在り、宮所は姓氏錄に左京神別中臣宮處連、和泉神別宮處朝臣などありて、姓氏より出てし名也。

近世、中臣宮處本系帳といふもの出づ、其原本は天平六年の撰錄と云へり、稍疑ふべき節なきにあらねど、參考に供ふべし、其祖神は魂高御結命より五世、天兒屋根命より十二世、伊狹豆知大臣命、其子大小橋命の譜に曰く、中臣連大小橋臣命者、志賀之高穴穗宮治天下天皇命之御世、誕生於浪速國大縣之味原里、而右村之豐積宮治大下天皇命之御世、被賜中臣姓、至于浪速之高津宮治大下天皇命之御世、仕奉而參去、故葬於同縣比賣島之在東南方堺甘津邊也、坐讃島豐明宮治天下天皇命部大小橋臣曰、我聞、讃岐國山田縣之宮處里（原注美夜古能止古呂）者、汝之遠祖大兒屋根命之擧當地也、故今分生子、（原注遠世長世之家居）、而即割國造森獲摩命之封地、而被賜、是以縣下靜子臣、而令仕奉也

此靜子臣山田縣上に任され、子孫其職を世々にして、大化年中より山田郡領と云ひ、和銅中郡領靜也の戶籍に、中臣宮處朝臣の注せらる云々。

蘇甲鄕（ソカヘ）

和名抄、山田郡蘇甲鄕、訓曾加波。○今十河（ソガウ）村是なり、郡の東南山中の村落なり。○按、蘇甲は名義寒川と同しかるべし、溪流の名より出づ。

十河城址（ソガウ）

十河村西尾山に在り、十河氏は東讃の名家にて、三谷の族黨なり、三好長慶の弟一存、十河氏を冒し勇名あり、甥存保其家名を嗣ぐ、天正十年、土州の兵十河城を攻む、三好軍人善く拒ぐ、蓋一存存保の族なり、十三年豐臣氏四國を平定し、讃岐を仙石秀久十河存保に賜ふ、存保九州の軍に從ひ島津氏と豐後に戰ひ敗死す、家以て絕ゆ。全讃史云、十河氏、出神櫛王之後、三谷景間弟曰景次、受采於十河鄕、稱十河首領、大永時有十河右京進景滋、景次四世之孫也、與寒川氏爭國、陵于津田、其子金光早世、以三好海雲子之虎、爲嗣、改名一存、以名顯世、呼曰鬼十河、亦無子、養三好長治弟、爲嗣、曰孫六郎存保、天正十一年、土州兵屠寒川諸城、五月攻十河城急、存保與十河播磨守成守城而去。外史補云、天正十年、土佐兵從阿波入讃岐、降香西氏、并其兵圍三好軍人於十河、城中善拒、元親既定阿波、遂親將攻之、放火城下、以城險天寒難拔、築壘置戍而還、十一年元親復攻十河、三好軍人出降、遂平讃岐。

殖田鄕（ウヱダ）

和名抄、山田郡殖田鄕、訓宇惠多。○今東植田、西植田の二村なり、十河村の北にて、山中に在り、池堵多し、香川郡安原村は更に植田の北に在り。

神內八幡宮（ジンナイ）

神內は今莊號なり、八幡宮は植田の藤尾山に在り、社僧勝福院は讃州七箇寺所の一なる北吉の遺寶なりしとぞ、社頭に古鐘あり、銘曰「奉造立□□堂宇讃州植田郷内、□□兩住、嘉安二年己丙」云々、（名所圖會）○全讃史云、讃岐朝臣京成之子元市、元市次子政茂、受采於神內、是神內氏之祖也、又云、元龜時有植田若狹守久信、同是島之從高遠有功、元龜天正間、有植田美濃守安信、食采於植田及香澤、其世爲西植田村戶田土居、子孫以村主爲稱。

池田鄕（イケダ）

和名抄、山田郡池田鄕、訓伊介多。○今西植田村の大字と爲る、殖田鄕の北、坂本鄕の南とす。

天正十二年四月、浮田勢二万人、備前より高松へ押渡り、城一所攻落す、軍目付黑田官兵衞孝高山田郡の鄕人を召て、國中のことを聞けしかば、近來皆土佐方に降り大名とも云ふべきは香川と香西となり、昔は三千人計ももちたりしかど、今は其半にもたらず、土佐方にては國吉甚右衞門一千餘人の兵を以て西長尾を守り、長曾我部右兵衞尉植田の新城を守り一千五百餘人を率ひ從へり、さて元親は阿波の大西の白地に居て此城の後詰をなし兵ふを備へ侍るといひしかば、さあらば植田を攻べしと、孝高浮田家の兵將五頭五千餘人を率て植田に向ふ、由良池田の城兵是を見て、すはや敵來るぞと植田を指て亂れ走る、孝高是を追て植田に至りあたりを見めぐりて、やがて引揚て立歸るを、細川源左衞門尉前田平兵衞等鐵砲の手二百人づゝ從へ、孝高を追討んとす、孝高かへり見もせず高松の陣に歸り諸將に語りけるは、當國の諸城を巡り見るにはかばかしき者も侍らず、速に阿波に入り秀長と相議り元親を攻さらば、其他戰ずとも潰ぬべしといひしかば、諸將此議に從ひ兵を擧て阿波に赴きけり、元親是を聞て我[illegible]日に思へらく、浮田氏は大兵を以て驕り、仙石氏は去年の敗れに懲りぬべし、故に由良池田の舊兵を以て植田の城に籠り來らしめ、大西より銳卒をして間道より手を分ち夜戰を以て敵を前後より夾擊て、一戰に追崩し日來の軍功を顯し、上方勢の目を驚かさんと謀しに、黑田の古兵に見知らるゝとの口惜さよとて、羽津に陣を移し堅守るの備をなしける。

（附二）

三谷鄕（ミタニ）

和名抄、山田郡三谷鄕、訓美多仁。○今三谷村是なり、坂元鄕の西にして、香川郡百相鄕の東に接す、延喜式三谿（ミタニ）驛とありて、松本驛（寒川郡）より此を經由し、河內（阿野郡）に達せりと見ゆ。

三谷氏は東讃の名家なり、讃岐朝臣景邦の弟景國を祖と爲す、城址は三谷村大馬場に在り（全讃史）南海治亂記に、永正五年、香西元定山田郡を侵して由良山を降附し、三谷城を攻めし事あり、又文明十二年、三谷兵庫頭景久は寒川氏に攻められ、王佐山に退く事あり、王佐山は今東植田村の香澤に在り、（名所圖會）三谷氏の家系は詳ならず。

三谷（ミタニ）寺。名所圖會云、三谷寺記曰、當寺は眞如法親王の建立、御父平城法皇の命に依て、四國の靈區に巡禮し給ひ、當國末小寺治が部にて宿し、堂宇を建て、御宿子

作時香東に當寺を開基して、京師に[illegible]たまふ、永享二年兼治[illegible]後[illegible]に[illegible]、天正三年改めて今の寺號をいふ。

香川郡

香川郷

山田郡の西、阿野郡の東、北は海に至り、南は峰嶺を以て阿波(美馬郡)に界す、香東川、安原村に源し、高松市の西に至り海に入る、面積十三方里、高松市は其北部に位置し、村落は今二十二に分ち二島村之に屬す、郡衙駒場村に高松に在り。(郡部人口八万二千)

和名抄、香川郡今加夜と訓み、十二郷に分つ、神護景雲三年、讃岐國香川郡人、外少初位下寒川五十二人、賜姓今原公(續日本紀)承和九年、香川郡人、秦人部春世、永範戸主、民以安寧、賜姓酒部公(續後紀)酒部公は姓氏録和泉國皇別に列し「讃岐公同祖、神櫛別命之後也」とあれば、古の海人部、若櫛別の氏々頭を同じくせざるを知るべし。○香川は中世分裂して香東香西の二郡と爲る、拾芥抄に香川郡の外に香東大野の二郡を載す、大野亦本郡の郷名なり、正保圖にも香東香西を載す、寛文中に至り、併せて香川に復す。(全讃史云、香川郡、古高二万千石、打出一万二千石、新開二千石)

西讃府志云、南海通記曰、此地を香河と云とは、上世諸國の風土記を校へ定めらる、時、此川を校ふるに河水南山に源して、流水北海に入る、流水至て清らかなり、西山に花木あつて、其香來て河水に薫す、故に香河とす、其北の下を根香山とす、云々、今按に通記にいへる處、此川の名を香川と云より郡の名となれるならばさるとながら、花木ありし故しか呼べりと云は、香の字によりて附會せしなり、今郡内に寒川と云地あり、もしくは是より出たるにやとも思ひられど、前思ふに書事紀に五十河彦命は「讃岐直、五十河別祖」とあるを、古語拾遺に引たるには、五十日足王とあり、又姓氏録には五十香足彦とあり、かたゞゞ思ひめぐらすに、書事紀なるは五十の下に日を脱し、姓氏録には香の下に河を脱せしにて、五十香河なりけらんをかく誤りしなり、されば香河は此命の御名より出しにもあるべし、今の世にも五十河と云氏あり、伊加々波とよめり、これは香の字を省きにして、是も此命によしある地より出し氏を聞えたり。

(五十河)

香東川

安原村の山中に發し、北流七里、弦打村に至り海に入る、香川全郡の地は此水脈に倚る、中世には此水域を特に香東郡と稱し、其西部は河西の海濱地に限れり。○香東一に郷東に作り、又闘座川の名あり。

安原

香東川の上游、大瀧山、鷹林山、龍王山、天狗岳などの峰岳の中に在り、今三村に分ち、安原下村、安原上東村、安原上西村と曰ふ。南嶺は三千尺の高さに達し、之を踰れば阿州西清村に至る。官社考證に、安原郷は和名抄に見えず、當時井原郷などに隷したる歟、されど山中の地甚廣ければ、いかゞあらむ云々、方三里に渉る山谷を占む。

(龍王山)

安原

礦泉志云、安原の上村に鹿谷礦泉あり、硫黄質にして若色、軟味臭氣あり、山中なれど客舍數戸あり、毎戸泉を汲み浴槽に盛り、温めて之を用ふ、高松の南八里。

井原郷

和名抄、香川郡井原郷、訓井乃波良。○今由佐、川東の二村なるべし、香東川の兩岸に跨る。官社考云、井原郷を今由佐郷と改む、されど寛永閑記に井原をかれば、由佐と云ことに[illegible]。

由佐

今由佐村と云ふ、香東川の西岸、安原山の山口に當る、由佐の南山を岡と字す、即讃岐守護、細川氏の國衙の故址とす、高松市の南凡二里半。按に、由佐氏は藤原氏第十四世の孫、當國誌に入れる下野守資勝の後也、資助足利將氏に從ひ、貞武二年の役に京師にて戰ひ死す、其子[illegible]、細川頼之氏を[illegible]に及んで、秀助をして是を守らしむ。

安原鳥屋か岡要害之事、京都御左右之間、不可有疎略候也、仍而被中警固於無其次之儀、存名越相談之詞、可有注進候也、仍而如件

觀應二年卯月廿五日　左兵衛尉

由佐彌次郎殿

秀助の子又六秀行、秀行の子四郎右衛門尉政、秀政の子次郎右衛門助盛、應仁元年、山名細川の亂に細川に從ひて功あり、

於去月廿七日近衛室町合戰、被疵之由注進到來、尤神妙、彌可被抽忠節者也

應仁元年七月廿日　勝元判

由佐次郎右衛門殿

助盛の子左京亮[illegible]盛、[illegible]盛の子平右衛門尉[illegible]武、三好氏に從ひて戰功あり、天正年中長曾我部の東征に至り、由佐氏之に降附し、後遂に退隱す。

岡城址

由佐村大字岡に在り。○全讃史云、延文二年、細川頼之阿州秋瑞館より出て、讃州を進撤し、岡城人行業の宅に次宿し、此地の景勝を見て屋形を經營せしより、其七代の孫に管進、百八九十年住居して、治をなせし所なり、三好長慶權を專らにせしより、此屋形終に廢せり、今月見原に冠尾八幡宮在り、頼之の勸請せる者にして、往時は國中第一に推され、郡村所々の八幡は多く此神を

迎祭したりとぞ。○地誌提要云、正平十八年、細川賴之讃岐に來り、足利義詮の命を以て、細川淸氏を高屋に襲殺し、其弟詮春を以て守護と爲し、香川郡岡城に居り、世々州守に任じ、州の豪族、寒川、香川、香西、十河諸氏を服從す、詮春の玄孫成之に至り、阿波守護を兼ね、成之の曾孫持隆に至り、委靡振はず、天文の初め阿波の三好長慶細川氏に代り、國柄を執る。

大野郷（オホノ）

和名抄、香川郡大野郷、訓於保乃。○今大野村、淺野（アサノ）村是なり、井原郷の北東に接す、拾芥抄に大野郡と云ふは本郷をば私に郡號に立てしを採用したるならん、一宮村なども大野と爲すは、大野郡と曰へる頃の習なるべし、足利時代諸家紋帳にも、「讃岐、左留讃公之孫大野」とて家紋を載す。全讃史云、大野郷、淺野村、有山、曰船岡山、山北有祠三代實錄、元慶五年、船山神授位者、此也

河邊郷（カハノベ）

和名抄、香川郡河邊郷、訓加波乃倍。○今川岡村、池西（イケニシ）村是なり、香東川の左岸、井原郷の北に接す、川岡村に大字川部存す。

圓座（エンザ） 川岡村の北を圓座郡と云ふ、川邊郷の屬地なりしにや、北西は中間（ナカツマ）郷に接す。官社考證云、圓座郷は和名抄に載せず、嘉元御領目錄に圓座郷、京極准后宗武御知行と見ゆ。○和名抄、蒲、此間云圓座、一云和良布太、圓草蓐也。

成相郷（ナラヒ）

和名抄、香川郡成相郷、訓奈良比。○今一宮村是なり、大字成合存す、香東川の右岸、大野郷の北に接す。

一宮（イチノミヤ） 田村神社此に鎭座するを以て、取りて村名と爲す、嘉元御領目錄に、一宮良信法師とあるは、此村庄を指す。全讃史云、一宮、田村大宮司家藤氏、往時爲香西氏管領、其曰藤原家成之裔也、此說宗也、按續日本紀、讃岐國香川郡戶主有年人部春世、賜姓酒部、姓氏錄云、酒部公香神櫛王之裔也、然則讃岐明臣之族酒也、後入晦人部二字錄爲奈氏、音爲香河寄之音也。

田村神社（タムラ） 一宮村に在り、今國幣中社に列す、延喜式、香川郡の名神大社たり。全讃史云、田村、蓋此地名、古來此地所祭、故曰田村神也、續日本後紀、嘉祥二年、奉授讃岐國田村神從五位下、此祠有細川勝元所定神式二十六條、寄田四十四石、御物院大寶院預此祠、延寶七年、高松源英公修治、使二院離此祠。○按田村神は一宮記に猿田彥とあれど、例の書なれば採るべからず、一說皇太神宮儀式帳に宇治比賣命田村比賣命を伊勢國度會郡園津御社に祭るを見て、此に擬引すれど、附會の嫌あり、讃岐舊志全讃史等は、社傳に據り、孝靈帝の皇女倭迹々日百襲媛を祭ると爲す、皆從ふべし。

官社考證云、朝野群載云、讃岐田村神云々、社司等依遇猿神寄崇給云々、永萬記云、神祇官御年貢進社事、南海道讃岐國一の宮、寺邊法師等一方寺造、永萬元年六月日とあり、一の宮とのみ有れど田村神社なる事しるし、大同類聚方、賜豈部云、能藥、讃岐國香川郡田村神社傳方元者長田の神角、[ ]國人讃岐由書持、傘木（カザキ）山に崇、神現傳受、隱壹を治に用て神驗也云々、白峯寺保元官符札に、「當國之鎭守、田村大水主等、二ノ宮三ノ宮」云々とあれは保元の年間以降は已に一ノ宮と稱しゝ事しるし、弘安七年の類に、正一位田村大明神とあり、及長祿四年の讃書に、一宮田村大社とある即是なり。

（傘木山）

百相郷（モモアヒ）

和名抄、香川郡百相郷、訓毛々奈美。○百相は之を毛々奈美と訓むべからず、今も百相村ありて、毛阿比と呼ふ、戶數一千、一繁市なり、奈美は阿比の誤りと爲さざるべからず、成相郷の東に接す。

法然寺（ホフネンジ） 百相村に在り、淨土宗、二十五靈場の一にして、佛生山と云ふ、舊那珂郡子松郷に在り、寬文年中、高松藩主松平賴重此地に移建し、宗祖圓光大師（法然上人）配流讃州、寓止於那珂郡子松郷、號寺曰生福寺、爲念佛三昧道場、而天正中罹兵火、只彌陀善導像存焉、皆上人所親刻也、寬文八年英公移其本尊於此地、大加修造、號佛生山來迎院法然寺、又山上葬君世々侯靈、曰般若臺、傍營來迎堂、其地二尊堂三佛堂、文殊樓二王門、四天門鼓門四脚門、鐘樓十王堂、祖師堂僧房、香積諸寮、不遑枚擧也、寺領三百石。○百相、近時佛生山（ブッシャウサン）町と改號す。

（佛生山）

多肥郷（タヘ）

和名抄、香川郡多肥郷、訓多倍。○今多肥（タヒ）村と云ふ、百相郷の北に接す、多肥は訛なるべし、然れども嘉元御領目錄にも、已に多肥に作れば、其事亦久しと謂ふべし。

（多肥）

大田郷（オホタ）

和名抄、香川郡大田郷、訓於保多。○今太田（オホタ）村是なり、多肥百相の北、坂田郷の東なり。○後宇多院御領目錄に多肥郷、中御門前中納言爲方卿、可相傳知行之由、被下院御下文、太田郷、廊御方、野原郷、大覺寺、飯田郷資孫丸、圓座郷、京極准后御知行など見ゆ。

坂田郷（サカタ）

和名抄、香川郡坂田郷、訓佐加多。○今坂田村是なり、成相郷の北に接す、栗林村宮脇村の一部も本郷に屬すべき歟、中世鷺田庄と稱せる地也。○靈異記云、依不布施、現得惡報第十六、聖武天皇御代、讃岐國香川郡坂田里、有一富人、夫妻同姓綾君也、隣有耆嫗、各居鰥寡、曾无子息、極窮裸衣、不能活命、綾君之家爲所乞食云々、道家處分記に、坂田庄、藻壁門院法華堂領と注せり。

鷺田（サギタ） 坂田郷、中世鷺田庄と稱したり、太平記に據れば建武二年、足利尊氏謀反の時、十一月廿六日、細川律師定禪讃岐の首となり、兵を鷺田に擧げたり、遂に香西詫間の兵を得て、高松賴重を屋島に破り、藤橘の兩家及

ひ阿波の坂東坂西の豪を伏從し、三十餘騎にて讃岐より備前兒島へ押渡り、山陽道を上りて、京師を犯したる也。(太平記、名所圖會)○傳燈寺院、一名隆願寺といひ、土佐鎮御堂と呼ふ、坂田郷室山に在り、當宗の英傑僧賢僧正は此里人にして、初め隆願寺に薙髪し、遂に聖寶僧正の上足と爲れりとか。(名所圖會)

笑原郷　和名抄、香川郡笑原郷、訓乃波良。○今高松市、東濱村及び宮脇村、栗林村などなるべし、南は坂田郷、北は海、西は香東川、東は山田郡(高松郷の地)に至る。

高松　今高松市と曰ふ、人口三万四千、香川縣廳在り、讃州の都會と爲す、海に臨み城寨あり、商船來泊し、四國の一大埠頭とす、舊八輪島と呼び、笑原郷の洲嶼なりしと、其高松の名は、山田郡高松郷を取り、天正の比に命じたる者とす。

高松城址　市街の北部にして、海を背にして築かる、今廢城に屬すと雖、櫓閣殿堂猶遺存し、當時の壯觀を想はしむ。○全讃史云、高松城天正十八年生駒雅樂頭近規、本州十八万石の地に封せられ、始め引田の城に入、其東鄙にして不便なるを以て、宇多津の城に移る、是れ亦西鄙にして不便なるを以て、更に國の中央篦原の郷をトして城を築き、高松小三郎の城名を取り高松と號し、舊の高松を古高松と稱しけるに、其孫讃岐守弱年にして内政不和、因て寛永十七年出羽へ遷され、寛永十九年、水戸威公の御子頼重(英公)東讃十二万石に封せられ、此城に修造を加へ入り給ひ、今に至るまで繁榮なり。○高松藩祖は、幕府より西國中國の探題職として此に封せられ、世讃岐守四位中將に任し、溜間に班せる家格なりき。○高松故城、北枕海、三面環以壕塹、據平地、城築壘壁、以石疊造、周回可二十町、入城門、亦有円池、分爲内外二區。(大八洲遊記)

香川縣廳　高松市内町に在り、讃岐一州、十二郡一市を管治す、人口凡六十三万と云ふ。

淨願寺　淨土宗、藩主の菩提所にして、寛文年中英公創建、寺領三百石を附與せられたり、讃州の香衣檀林にして、四國地方に冠たり、其乾英閣と云は英公の廟とす。

興正寺　眞宗、京都興正寺の別院なり、其地を御坊町と呼び、市中第一の大坊なり、舊名里坊と云ひ、僧乘榮之を笑原郷野方に創め、勝法寺と曰へり、天文年中、興正寺證秀上人來遊して其教院とし、三好實休の力を假れり、十河存保之を他に移し、後、慶長十九年、生駒近矩更に城下に造營せしめ、田祿一百五十石を給し、一宗の總錄所とす。○法泉寺は寺領一百石にして、臨濟宗、もと生駒氏の香火院たりき、老松ありて世に賞せらる。

栗林　高松市の南を栗林村と曰ふ、栗林園在り。大八洲遊記云、栗林園舊高松侯別莊、在南山下、花木水竹、幽邃深奧、殆如天成、維新後頹壞、鞠爲茶畦、近亦修治焉、公園、南湖香周回五百餘步、有一小峰、高十丈、云飛來峯。

石清尾八幡宮　高松市の西南宮脇村に在り、全市の鎮守神にして、舊は社祿二百石を附し、供僧を阿彌陀院と云へり。國郡考云、石清尾八幡宮所藏の五部大乘經奥書に「讃岐國香東條、野原庄石清尾八幡宮、住持法尊也、延慶二年十一月六日、願施主充願」、同大般若經奥書に「讃岐國香東郡野原庄、應永八年巳三月十七日、石清尾八幡宮、奉書寫之幹海書之、大願主阿彌陀敬白」とあり。

(原野)

摺鉢山　高松市の西南なる丘陵にして、稻荷山と相接比し古墳多く散存す。○御北紀行云、高松の稻荷祠は北麓、賽者多し、近國の舟人漁夫までも皆來り詣て、士女陸續として盛んなり、後方に石山あり、峨々として松柏繁茂す、之を登る八町許り、巨石屏立せ、上に正一位稻荷大明神と刻す、天然の石面に彫刻したるなど奇といふべし。人類學會雜誌云、高松市の西南なる稻荷山と摺鉢山は皆古塚あり、稻荷山は南北に延び瓢形を爲す、頂の長徑は六間計り、塚の名はヒメヅカと云、西南の隅にも石塚あり、瓢形長徑は三十間、短徑は十間計り、高さ三間位とす、摺鉢山は頂上凹めり、東北部に石塚三つ、東南部に石塚一つ、西北部に横穴數箇所あり、東北の隅にある石塚は中央高さ二三間、長徑二十間計に、短徑五間計り二箇所に縊れ有りて、全體は瓢簞の形とも稱すへきなり。又云、摺鉢山は舊火山口の跡にして、其頂上凹みて摺鉢の如し、其北西の方即ち南に向ふ所に、數多の横穴あり其數凡二十餘なり、其近傍に數多の石を積みたる塚あり、頂上は落ち凹みたり、其南の方に石舟といふものあり、即ち石の棺なり、石質は火山灰ならむか、是等の塚の側にて數多埴輪植物あり、又此摺鉢の東南の頂上に露出せる石棺を檢視するに、長六尺八寸五分、横二尺三寸、底狹く一尺四寸に減す、一石を以て之を造る、制作最奇古なり。

飯田郷　和名抄、香川郡飯田郷、訓伊多、高山寺本、注有田。○今紘打村是なり、香東川の右岸にして、海に瀕る、大字飯田并に鄕東存す、鄕東は香東の訛なるべし、又大字鶴市あり、古は紘打と曰へりと。○按に太平記、吉水院宗信の勤王の族を數へし中に、四國には土居、得能、江田、羽床と曰へり、羽床は本州なれば、江田は飯田の訛にあらずや、道家隱分記には、讃岐國仆田庄あり、足利時代諸家紋帳に、讃岐飯田の家紋を錄す。

(打紘)

中間郷　和名抄、香川郡中間郷、訓奈香都萬。○今檀紙村是なり、大字中間存す、飯田郷の南にして、既座村の北なり。檀紙は紙の名にて、其工人の住め

(檀紙) る里にや、本州の紙の事は、延喜式には「讃岐國別貢雜物、紙麻百五十斤、斐紙麻一百斤」と錄し、藤原保則傳に「讃岐多紙、又有能書者」とあり。

笠居鄕（カサヰ） 和名抄、香川郡笠居鄕、訓加佐乎利。〇今上笠居、中笠居、下笠居の三村是なり、飯田鄕の西に接し、阿野郡松山鄕白峰の東に至る、北に小海二所あり、五海里を隔て丶直島（今本郡に屬すれど、地勢は全備前國兒島郡に屬す）に對す、神鳳抄、讃岐國笠居御厨內宮役料所とありて、又藤原氏の傳領と爲れるにや、道家處分記にも見ゆ、地頭は即香西氏也。

香西（カウサイ） 今中笠居村を香西浦と云ふ、中世笠居鄕を香西郡と稱したる遺號なり、後世笠居を加佐爲と呼ぶも、其音通に因る、香西氏は中世當國の豪族にして、細川家に從屬し、天正十三年に至り亡ぶ。

香西寺（カウサイ）(根香寺) 今上笠居村に屬す、又根香寺（チイロジ）と云ふ、弘法大師の所創にて、崇德上皇遊幸の道場と傳ふ、又郡名香川は此寺に香水香根ありしによりて起るとも曰へり、（全讃史、名所圖會）寺記云、香西寺、初め勝賀（カツガ）寺と云、後鎌倉將軍賴經の命に依り、香西資村移造を爲し、香西寺と改む。（國郡考）南海治亂記云、天正十三年五月、香西氏亡滅の時、歷代の證文家寶を根香寺佛殿に入れたり、然るに盜賊火を放ち當寺燒亡す、根香寺の南に於て半里にして吉水寺あり、根香寺と白峰寺の間すべて芳野山に擬し、山中皆櫻なり、今は亡びてなし。〇[illegible]錄云、讃岐國根香寺、勸進頓御判之事、拔露之、此寺天平年中建立之在所也、天人以繼譯、緣淨土曼荼羅、光奇異之物也。

香西氏は所出を詳にせず、蓋綾氏羽床氏の一黨にて、藤姓を冒せり。建武以後世々細川家に從屬し、讃岐の豪族なり、天正に至り、信景長曾我部氏に依附したりしも、久しからずして亡ぶ。南海治亂記云、天正十一年の春、小西彌九郎行長、國船二艘に兵百人許を以て、香西平賀

(勝賀城址) 柴山の出城の下に着し、長曾我部方の海賊大將に物申さんと云ふ、答て曰、今四國は土佐の長曾我部殿を旗頭とす、更に私の了簡を加ふべき事なし、重て此浦に來り給ふべからず、早く船を漕返し給へとて、大鐵炮を打かければ、船は沖へこぎ去りけり。

西讃府志云、香川氏は中納言藤原家成卿の後なり、保元元年、家成卿來りて當國に守たり、其任に在すの時、綾の大領貞宣の女を納て妻とす、藤太夫章隆を生む、章隆の子周防守資高、羽床の莊司たり、資高の子藤太夫重高、重高の子新居藤大夫資光、元曆年中、鎌倉の御家人と稱し、軍に從ふて功あり、綾の郡司に補せらる、資光の子資村、承久の亂に功ありて、香川の郡司になし給ふ、左近將監と稱す、始て勝賀（カツガ）山に築て居れり、資村の孫景資藤左衞門と稱す、嘉元四年海賊百餘人を捕へて、六波羅に送る、北條時村書を賜て是を賞し、家資をして諸島を守らしむ、（三代物語に家資を資茂とせり、今東鑑によれり）家資の子資茂、足利家に仕へて功あり、後細川氏に從ひ、香川郡を保守せり、資茂の子資近、文和三年三月鳥羽にて戰ひ死す、時に子五郎幼により、比臣吳坊左近太郎藤井八郎等相議りて、資近が舍弟を立んとす、其母託間氏聽かず、是年九月十三日の夜、賊ありて五郎を殺す、託間氏怒りて自殺し、次子を其甥託間氏に託す、後三野郡大見に移して居らしむ、大見六郎景利と云、時に其黨屬[illegible]となり、後二人[illegible]の爲に殺さる、因て其黨を鎭め、[illegible]を立て嗣を繼る、資[illegible]と云、時に足利義[illegible]なして其後を嗣がしむ、帥南にて戰ひ死す、子元資備後守と稱す、安富盛長など丶共に、細川氏の四天王と稱せらる、元資の子元直讃州を領して、西莊の城を築き、其身は出て京師に仕へ、元資が弟左近將監元綱をして、香西の城を守らしむ、時に元直を上の香西と稱し、元綱を下の香西と稱す、元直の子元盛永正四年嵐山に於て戰死し、其遺領は香川民部の恩賞と爲る、元綱の子元定は香川氏と共に大內義興に屬す、元定の子元成（越後守）元成の子佳清の時、天正十三年除封。

東鑑、寬元四年、讃岐國御家人、藤左衞門尉、搦進海賊事、彼國守護人、三浦能登前司光村代官、法中之間、六波羅又被執申、有臨時評定、市河次郎左衞門尉、搦進强盜海賊等賞之事、及度々高名事、有御感之由云々。

男木島（ヲギ）(女木島) 笠居の東北にして、高松市の正北なる低平の海島にて、二島相連なる、女木（メギ）島は高松市の北二海里に在り、東西十町餘、南北一里、男木島は其北七町に在り、女木島の半に過ぎずと雖、兩島各五六百の漁民あり、今雌雄（シオシマ）島村と號す、又其兩島間を鳴瀨戶と名づく。〇男木島、燈臺は其北端に在り、豐島（テシマ）（小豆郡）と對向す、水面上四十八呎、晴夜光達距離十二海里、燈臺の下は瀨戶內の常航路にして、備讃海峽の中央に位置す。

直島（ナホ） 男木島の西北三海里に在り、今直島村と云ひ、本郡に屬すと雖、常航路の北側に位置し、地勢は全く備前兒島郡に附近す。本島は東西一里半、南北半里に滿たざる小地なれど、十餘の岩嶼四方を圍み、魚鹽の利船舶の便あり、人口一千四百に上ると云ふ。保元物語に崇德上皇讃州御幸の時、此島に泊らせ給ふこと見ゆ、本書に「國司すでに、眞島といふ所に御所を造り」とあれば、初め此小島にも暫くおはしまし丶にや、眞島とあるは必定直島の誤とす、尙考ふべし、

金毘羅名所圖會云、新院には東六[illegible]島（今の高松）に着船し給ふに、在廳三木の何某[illegible]しく申して、陸に上げ奉らず、是に因りて御舟を直島に回させ泊り玉ふ、折しも月さやかなりければ、實にや鄙人の心さかなくて、都には異なれど月影のみは變らじと、おん嘆きの中にも、心を慰め終夜琴を彈し給ひけるとも。〇長門本平語云、西行法師仁安三年の冬の比、松山津に行、新院の御墓所

の前に侍へ共、三[illegible]人もなかりければ、
なほ島の波にゆられて行路の行邊も知らず成にける哉
と書かれければ、御[illegible]して、[illegible]にけ
り。

綾歌郡

綾歌郡（アヤウタ） 明治三十一年、阿野鵜足の兩郡を併せて、舊唱のまゝに綾歌と曰ふ。二町三十村、人口十一万、治所は坂出に在り。

阿野郡（アヤ） 香川郡の西、鵜足郡の東、綾川の流域なり、北に白峯の山嶺あり、瀬戸内の航道を控す、明治[illegible]戸なり。今合せて七十四方里、坂出町外十九村に分つ、高松より丸亀に通ずる鐵道は國分坂出を中點とす。

（南條郡）（北條郡）

和名抄、阿野郡綾と注し、九郷に分つ、中世分れて北條南條と曰ふ、大略綾川の下游を北條と稱せり、寛文年中阿野に復す、土俗或は阿乃と訓むこともあり。全讃史云、古高一万八千石、打出八千石、新瀬四千石、甲知以上曰南條、[illegible]以下曰北條、[illegible]元年、改曰阿野南、阿野北、[illegible]日本武尊子、武卵王、是讃岐綾君之始祖也、古事記云、倭建命御子、建貝児王者、讃岐綾君等之祖、本居氏云、綾本貝を見に誤る、書紀に武卵王とありて、今本綾を誤に作るも誤なり。賀茂氏云、阿野はもと綾部郡といひしなるべし、古今集にあやめの郡と云は此なり、

みそのふのやみそのふのあやめの郡の大領のまなむすめ。

按に、今本郡加茂村の東山に綾織塚と云丘あり、延喜式に當國より種々の綾を貢進せる事を載すれば、其織工の住みたるに據りて、其地名起れる也。（全讃史）綾の名目は兩面綾、二窠綾、七窠綾、小窠錦綾、[illegible]綾、三窠綾[illegible]井に白絹、[illegible]、綾帛なども見ゆ。又播磨風土記に、「漢部里、右稱漢部者、讃藝國漢人等到來、居於此處、故號漢部」とあるは、阿讃と謂ふべし。〇萬葉集には、舒明帝十一年十二月、伊豫國に行幸の還路、安益郡を經由させ給ふ由見ゆ、安益は阿野に同じ。續紀「延暦十年、讃岐國阿野郡人、綾公菅麻呂等言、己等祖、庚午年之後、至于己亥年、始蒙賜朝臣姓、是以和銅七年以往、三比之籍、並記朝臣、而養老五年造籍之日、讀校庚午年籍、削除朝臣、百姓之號、無過此、請據三比籍、及舊位記、蒙賜朝臣之姓、許之」綾氏は後紀[illegible]記にも見え、中世阿野郡領綾大夫と云も同族ならん、國人は綾氏の祖を讃留靈王と曰ふ、王は即武卵王の事なるべし。

（安益郡）

綾川（アヤカハ） 又北條川と曰ふ、源を郡南枌所（ソキショ）村に發し西北流、瀧宮府中の諸村を經、林田村の西に至り海に入る、長凡九里、阿野一郡の地は、其兩傍の山野を占む。

さく[illegible]朝臣（讃岐守）のさぬきあや川の千鳥をよみ侍りけるによめる、　孝善

霧はれぬ綾の川邊に鳴千鳥聲にや友のゆきかたを知る（後拾遺）

新居郷（ニヒノミ） 和名抄、阿野郡新居郷、訓爾比乃美。〇今端（ハシ）岡（ヲカ）村、山内（ヤマノウチ）村、[illegible]田村是なり、郡の東境にして、香川郡[illegible]郷に接す、此地の溪流は綾川に歸せず東流[illegible]に至り海に入る、新居の大字は今端岡村に屬す。

（新名）（福家）

端岡[illegible]に新居新名（シンミヤウ）と云ふは、新居郷の新名田の義にて、今も山内村に大字新名のこる。又福家（フケ）と云ふ大字あり、全讃史云、福家城、新名藤太夫貢[illegible]之、子孫[illegible]以[illegible]氏[illegible]、福家七郎者、天正七年、[illegible]

國分寺（コクブ） 今端岡村大字國分に在り、門前は小[illegible]を成す、國府（今府中村）の東半里許。〇國分寺は聖武天皇の勅造にして、延喜式「讃岐國國分寺料稻[illegible]束」など見ゆ、國分寺に在るは[illegible]寺にて今[illegible]宗、[illegible]。[illegible]は[illegible]に其[illegible]を見るのみ。〇[illegible]云、阿野郡國分八幡宮、國分寺より十丁許、東山の[illegible]にあり、傳云、寛永元年、當國の士民谷源八堀源太左衛門が遺恨によって、當社の馬場先に於て刃傷におよぶ、民谷不[illegible]にして堀がために討る、其妻一子小太郎に敵を討せんと象頭山に[illegible]をこめけるに、[illegible]しからず、同十七年春、先年父の討れし場所の傍に於て、首尾よく敵を討おふせしとぞ、世俗これを金毘羅御利生の復讐と稱し、あまねく人口に膾炙せり。〇官社考證云、類聚符宣抄に讃岐國天津高結（タカムスヒ）神授位、延[illegible]二十年なり、[illegible]今國分[illegible]に高結大明神と云社是なり、全讃史には高結祠は松山の西南に在りと曰へり、此地と相似、也。

甲知郷（カタチ） 和名抄、阿野郡甲知郷、訓加久知。〇今府中村、[illegible]村是なり、新居郷の西、[illegible]の南にして、北條南條の中央に在り、和名抄に加久知と訓せるは河内（カフチ）を當時かくのごとく唱へしならん、加不知を[illegible]すれば、加久知と為る、延喜式に河内驛と云ふ此なり、近世は専ら河内郷と稱せり。〇白峯寺縁起云、保元元年、新院讃岐國へ遷し奉り、松山の御堂におきたてまつりて三箇年をおくり玉ふ、其後國府甲知郷、鼓岡の御堂にうつしたてまつる。

（河内）

府中（フナウ） 今府中村と曰ふ、即國府の遺址にして、甲知郷に屬す、延喜式、讃岐上中國、管十一郡、行程上十二日、下六日、海路十二日。和名抄、讃岐國府、在阿野郡。〇全讃史云、今の府中を河内と云ば、古の甲知ならん、河内甲知國音同し、然るに今は府の[illegible]定かに知りがたく[illegible]

たし、菅家文草曰「予初莅、巡視州府、府之少北有一蓮池」蓮池とは今の國分寺の關の池なり、余が壯年の時迄は猶蓮子多かりき、今はなし、又曰「開法寺、在府衙之西」此二を以て考ふれば、蓋今の新宮の邊より、綾川に臨て有りしと見ゆ、予新宮の山にて古丸の全形なるを得たり、甚優矣、是古府の瓦ならん、此府讃留靈王より、元弘建武の頃まで、王政の間の治府なり。

純友追討記（扶桑略記云）、伊豫掾藤原純友、居住彼國、爲海賊首、讃岐國與彼賊軍合戰、大破、中矢死者數百人、介藤原國風軍破、招警固使坂上敏基、竊逃向阿波國、純友入國府放火、取公私財物、國風更向淡路國、注於具狀、飛驛言狀、經二箇月、招集武勇人、還向讃岐國、相待官軍之到來、于時公家遣追捕使、以小野好古爲長官、源經基爲次官、藤原慶幸爲判官、大藏春實爲主典、聞向播磨讃岐二國、作二百餘艘船、指伊豫國、將支其勢、藤原恒利脱賊陣、竊逃來着國風處、恒利能知賊徒宿所隱家、并海陸兩道通塞要害内也、仍以爲指南、副用堪者、令撃賊、純友所儲船、數千五百艘、大敗、散如葉浮海上、且防陸地、絶其便道、且追海上、認其泊處、遭風波、失賊所向、賊徒到太宰府。

東鑑、承久三年七月、中將實雅朝臣等國之間、八月有讃岐國廳宣始例、以先例稱色、書下國務五箇條、民部大夫行康奉行之、貞永元年九月、幾内近國并西國境相論事、共以爲公領者、不可國司成敗、於庄園者爲領家本家之沙汰、經奏聞可爲聖斷之由被定、且以此趣可觸六波羅（この一項は、鎌倉の幕政にあたり、國府と領家、并に武家々人の干係を推知するに足る）

城山（キヤマ）神社

府中の城山に在り、今北谷（キタダニ）天神と曰ふ、古は山頂に在りしを印鑰（インヤク）と字する地に移し、又東北の谷に三遷したりき、三代實錄、貞觀七年、讃岐國城山神授位、延喜式、阿野郡の名神大祀なり。（官社考證）

鼓岡（ツヾミガヲカ）

府中村に屬す、讃岐院崇德天皇の行宮址此に在り、鼓岡の堂、また木丸（キノマル）殿と稱す、保元元年松山に遷御、三年を經て此に移り、長寛二年に崩御あり、二三年が程は鼓岡に御坐ませしにや、其後は志度寺へ移御して、崩したまふと知るべし。○參考太平記云、保元元年七月新院讃岐國に流されおはしまして、始は直島に渡らせ給けるが、後には在廳一の國官野大夫高遠が堂に入せけるを鼓岡に御所立て居奉る、御歎の餘り御怨深く（中略）生ながら天狗の貌に顯れましけることぞ恐しけれ、小河侍從今は直知て、世捨人なり、彼國へ下り御所の渡に立囘て見けるに、奇げなる柴の御所、實にいぶせき御仕居なり、院は係る淺ましき御貌を見えん事を憚あればとて、召出されず、直如實にもとて一首を書し、見參に入よとて、

朝倉や木の丸殿に入りながら君に知られで歸る悲しさ

御返事あり

朝倉やたゞ徒に歸すにも釣するあまの音をのみぞ鳴、

其後長寛二年、支度（シド）と云所にて、終に隱れさせ給にけり。

讃留靈（サルレイワウ）王宮址

今讃史云、讃留靈王墓、在之城山東邊、今日讃行是也、考古典、倭武王第五子、武卵王云、讃王下居於城山東綾川邊、西爲治、後世用名其地、曰府中、且讃之地、分爲二、山田郡以東、則神櫛王之裔有之、香川郡以西、則武卵王之裔有之。○古事記傳云、讃岐國鵜足郡に讃留靈王と云祠あり、彼國に讃留靈記と云古き書ありて記せるは、景行天皇の時、南海に惡魚住て、往來の船をなやましけるを、倭建命の御子此國に下り來て、討平け給ひ、やがて留りて國主となり給ふ、故に讃留靈王と申奉る、是綾氏和氣氏等の祖なりと云傳なり、（靈王はやがて武卵王と聞ゆ、然れどもサルレイと云は、如何なる由の稱にかあらむ。）（後に讃留靈王は國史に見ゆる神櫛王、もしくは武卵王にあたるべしと雖、綾氏等の傳にては、讃岐國氏は神櫛王を以て武卵王と爲し、此宮址は城山にして、葬所は法勲寺なるへしと述べたり、讃記秋山本に、故國人稱讃留王、然而築城郭於綾城山、居焉久矣、また全讃史に、眞玉構宮、於城山北邊、而此處也、國人稱之曰城山長者、云々と有る眞玉は、武卵王より三世讃王の二子なり、三代物語に、南部益田黑丸、所謂城山長者是也、武卵王四世孫、綾眞玉子也云々など有は、綾氏の代々住まれ給へるよりかゝる傳も有なりけり、今も城山の北嶺に、長者屋敷と云や、平けたる地ありて、礎など存在せり、必此所なるべし、城山神社の舊地なりと云説もあれど、其は別地にて、此長者屋敷にはあらず。

陶（スヱ）

府中の南を陶村と云ふ、往時諸陶の部民の住居せる里なるべし、延喜式當國の調物に、陶器、水瓮、大小瓶、甕、鉢、盤など數十百口を調せられし事を載せたり、又人類學會雜誌に、讃州の地、五色山、古高松村、山佐村など石鏃を出す、陶野郡には皆多し、陶村の向原、石船、十瓶（トカメ）山の麓などを石鏃第一の所とす云々。○東寺雜抄云、建武三年九月、院宣案、以東寺讃岐國陶保知行。（是元御領目錄にも陶保を收めたり）

瀧宮（タキノミヤ）

今瀧宮村と云ふ、府中陶村の西、綾川の畔なる小驛市にて、菅羽祭の屬村なり。此に菅原道眞、仁和年中任國の時、雨を祈りたる所あり、今瀧宮と呼び祠堂を立つ、村名之に因る、大字菅原（カヤハラ）あり。

（菅原）全讃史云、久正大權現祠、在瀧宮北松坊、土人云、古之大社也、天正中遭兵火而燒、不知何神也、讃州府、祀祭孔聖（クシヤウ）者、菅家文粹、有公在任之日、州學釋奠有感之一首曰「一趨一拜意如泥、…」以此觀之、知州中有聖廟明矣、然今無若井迹知定此、知其地者、今考之、孔與音久、聖與正同音、然則久正者、孔聖之誤也。

（孔聖祠）西讃府志云、讃岐大日記曰、延喜三年二月廿五日、菅氏五十七歲薨、讃岐國民、至今每歲七月廿五日、於瀧宮、

爲御曲祭之、俗謂瀧宮躍矣、この踊は七ケ村南條北條、坂本等の國衆より年番りに是を務む、其あたりくの氏社にて踊る也、されど瀧宮を主とすれば瀧宮踊と云也、こは花踊などとは其状大にかはれり、下知とて頭たるもの一人あり、大なる團扇をひらめかし、ナツパイドウヤと云言を曲節にして、先づをざる、さて小踊とて十二三歳ばかりの童子、花笠をかつぎ袴をつけ、襷をかけ、彼下知が團扇のまゝに踊る、又鉦或は鐘など鳴す者あり、かくて踊躍終りぬる時、彼下知なる者願成就なりやと高らかにいふ、是を一場とて一返なり、又ナツパイトウ云者あり、菅笠の端に赤青の紙を切り垂れ、日月を畫ける團扇をもち黑き麻羽織きたるあり、又ナモデとてさるさまして、鉦もちたるあり、又大濱浦にも瀧宮踊と云をするが、こは名の同じきのみにて、踊は尋常にする盆踊に異ならず。

羽床郷

和名抄、阿野郡羽床郷、訓波以可。○今羽床村、羽床上村、瀧宮村是なり、播磨風土記に「御中日子命(仲哀)乎坐於神、而息長帶日女命(神功)率石作連來而、求讃岐國羽若石也、自彼度賜」云々と見ゆ羽若は羽床に通ふ、此郷の事にや、又讃州にて別に羽若と云ふ石材を産する地ありしにや。○西讃府志云、羽床氏は香西の同族にて、羽床藤太夫重高の裔なり、元弘年中、伊豆守政成といへるあり、千劔破の軍に先登して死す、子孫世々伊豆守と稱し、下羽床に居て、香西と共に二氏の陣代たり、○按に讃岐藤氏とは、東鑑、元暦元年九月の條に、橘次公業、着讃岐國、誘住人等、欲相具、五月令歸伏、構運志於源家之輩、注出交名、注進、平家當國屋島落着御座捨、参源氏御方奉京都候、御家人交名事、

藤大夫資光、同子息資重、同能員、藤次郎大夫重次、同舍弟六郎長資、藤新大夫光高、(下略)

その後太平記に、同國の守方、江田、羽床を載せ、足利富家紀略に、讃岐羽床にて、其稱を錄したり、蓋讃公の後裔にして、此地を本據と爲せる一族なりしが、變じて藤氏と稱れる歟。南海通紀云、羽床氏は讃州藤家の嫡家なり、香西嫡家は其庶流なり、南北朝の時、羽床氏は南朝の御方人として、義兵に與し獨立す、香西氏は足利家に屬して、互に放れ放れに成て相分れ、其後南朝方衰へ羽床氏も香西氏に依て足利家へ歸身す。全讃史云、羽床氏、正慶二年、與關東大衆、攻楠延尉所據千劔城、羽床政俊先登而死、後裔及讃公南征、失其祿。

山田郷

和名抄、阿野郡山田郷、訓也萬多。○羽床郷の南、山間の地なり、西に高鉢山あり、鵜足郡界を爲し、東南に龍王山あり、阿波及び香川の分界を爲す、綾川の發源也。今山田村、西分村、枌所村、千疋村等に分る、

枌所

山田の南なる山村なり、枌を素木と訓むは、未た他の例を見ず、恐らくは木材を分斷するを殺くと云ふ意より、枌の字を造れるにや、延喜式當國の調物に、檻楾筥杯など數千を課せらる、其木器の用材を採れる所にて、枌所の名起る歟、後考をまつ。○此山中は、往時南條山と稱したり、

請文　南御所様(大慈院)御料所、讃岐國南條山西分、御代官職事

一　御公用、毎年百貫文、無懈怠可致進上候、但一亂以來、依通路難儀、子細別紙申定候事

一　請切上者、不及風水旱損之沙汰、同國中臨時之課役已下、悉□嚴重可致其沙汰事(中略)

延德二年庚戌十月廿日　瀧宮備中守　實家

請人(齋藤修理亮)　秀基

(寶簡寺文書)

西分今村名存す。

鴨部郷

和名抄、阿野郡鴨部郷、訓加毛。○今加茂村なり、府中村の北に接し、綾川の東岸に在り、○三代實錄、貞觀十七年、讃岐國鴨神授位、延喜式、阿野郡に列し、今加茂村に在り、[illegible]前に賀茂あり、社地を鴨ノ院と曰ふ(全讃史)鴨縣主系圖云「禰宜時代、當長六年十月、當宮御幸之時、讃岐國鴨部、諸侍子孫可相傳之由、被下宣旨」と、古より京都賀茂の社領たりしを見る。

氏部郷

和名抄、阿野郡氏部郷、訓宇治倍。○今加茂村大字氏部是なり、鴨部郷の北、松山郷の西南に接す。名義、[illegible]の氏部なり

松山郷

和名抄、阿野郡松山郷、訓萬都也萬。○今松山村、王越村是なり、西は林田郷氏部郷、南は新居郷、東は笠居郷に至り、北は海なり、白峯、兒ケ嶽其中心に隆起し、江山の風色勝れたる地なり。菅原道眞州守たりし時、此に別館あり、崇德帝遷幸の初め、亦此に流留ましませり。○全讃史云、牛兒山崇勝、即公松山館之墟、而後人立祀也、公集曰、

晩春、遊松山館作、

官舍交錯枕海濱、去來風浪不生塵、蒭移爲石開中道、分種小松屬後人、

影うつす波を道邊に吹寄て月も岸うつまつからかせ(菅家集)

松山にはほろかへてのまもらずは時雨けりさもいかてかは見む(同上)

保元物語云、新院は松山と云所の堂に入らせけるに、都を戀しく思しければ、

濱ちとりあとはみやこに通ひども身は松山にねをのみぞなく。

按に、曾丹集「色かへず見ゆる讃岐の松山は春はみどりの深きさまなり」と見に、卽浦を松が浦とも呼ぶとぞ。新葉集曰、讃岐國松山といふ所にゆきつきて、月日を送り侍りしに、入道大納言爲世のもとより「松山はむつく

しにありさても名をのみ聞て見ぬぞ戀しき」と申おくり侍し返事に、

思やるこゝろつくしもかひなさに人まつ山とよしやきかまし、

作者は宗良親王なり、松山は宗良親王の配所なり、入道大納言爲世卿は、京極黄門定家卿の孫、爲氏卿の子にして、宗良親王には外戚祖父、高年の人なり、〔南山巡狩錄〕然るに太平記には託間浦と見ゆ、又彼の浦にも其遺蹟さて、云傳ふる言などあるを思ふに、初め松山に居り玉ひしが、後託間に遷り玉へるか、又西源院本の太平記には託間三郎に預けらるとあり、されば託間三郎を託間浦のことと思ひ誤りしか、はた松山に行つきてとあるは、都より着玉ふにはあらで、託間三郎が預りて暫しの間、託間浦に匿奉りて、松山に落着かせ玉ふを、かく書玉ひしにや、託間三郎と云は此時の守護代などにて、彼浦に住し人とおぼしきなり、又梅松論に「元弘二年三月八日、尊良は讃岐國へ、妙法院の宮には土佐國へ遷奉るへきよし宣ける程に、彼國の守護人各請取奉りて、都を出させ給ひける」とあるは、配處を互に誤れるなるべし、〔西讃府志〕

松山懷古　江村宗珉

窮險探幽不厭遥、蹊穿石徑轉山腰、青松咲心初靜、
斷岸幽巖欲消、荒岸荊棘埋帶明、生風洞口弄佃蕭、
君王遺廟無人掃、黄葉紛々任落潮、

白峰（青海）

松山の高峰にして、今松山村大字青海に屬す、東は笠居郷に屬し、峰勢北に趨き、尾は乃生埼と爲り海に沒す、兒嶽は乃生埼の上に在り。白峰寺は台家の古刹にして、智證大師の開創と云ふ、崇德帝陵は寺域に在り、山下の里を高屋と云ふ。

白峰寺　頓證寺洞林院と號す、建久二年勅願の滅罪所にて、近世には高松侯寺領一百廿石を給し、修造を加へられ、堂塔數宇あり、本尊は觀世音にして、別に相模坊と號する天狗を祭る。○全讃史云、松山有神、曰相模坊、甚有威靈、其餘仙衛甚多、蓋自此云、長寛以來、有崇德帝陵、世人殊崇之。南海通紀云、白峰相模坊は、上古より南海道六箇國の天狗の司なり、弘法大師佛所となして、相模坊を以て鎭守とする也、其後平治の亂起て、新院を此國に移し奉る所なり、其頃茅屋の軒端の月さし入たるを叡覽あり、深く悲み思召て、「命あれば茅が軒端の月もみつ知られぬ人の行する〻の空」とあそばされしとか。○按に白峰の天狗と云ふは、主に崇德帝の御事より出てし怪異のみ、弘法大師云々は後人の附會を累ぬるに過ぎず、已に東鑑に、文治元年後鳥羽法皇を指し奉りて、日本第一大天狗と云ひ、建長四年の條に讃岐國より法皇の御使天狗が鎌倉に現れしことを載す、保元物語に參考して、此談の由來を想ふべし、但北原氏は陰陽道の所説に出づ。

宿白峰寺　日柳　柳東

陰森樹樹擁僧居、岸下雲深遠色迷、老猿怒飛如驟雨、
暮鐘曳過數峰西、

玉海、建久二年閏十二月、崇德院、崇德院崩御之所、建一堂、可被訪御菩提、并亡命之士卒、滅罪之條因事、可申沙汰之由、仰了、定經、

一崇德院御陵邊、讃岐國立一堂、可被崇佛事

一同元由可然之由、民部卿申云、讃岐國本有佛寺、寄田園事在之云々、委可被尋聞、件寺法可被下宣旨。

白峰陵（白峰神社）

白峰寺の西北に在り、崇德天皇の御陵なり、又讃岐院と曰ふ、近世に旨あり、京都に白峰宮を建て、神靈を定められ、明治十一年陵廟（舊號頓證寺）を改稱して、白峰神社と曰ふ。

山陵志云、崇德陵、在阿野郡白峰寺、々緣起曰、山陵所在、是寺西北隅、今撿之、孤峙巖壁之上、封土高八尺、石垣以環之、其前有廟、安帝遺像、以奉祀焉、又左有母后廟、（待賢門院藤原氏）右有山神廟、讃岐守源公、世能修堂宇、巍然可畏敬、嗚呼亦異哉、其生也嘗有困辱兹土而死也長見肅嚴、比之他陵就荒穢、可謂幸矣。○大日本史云、上皇（崇德）軍敗、走如仁和寺、帝使式部丞源重成守之、遂徙上皇於讃岐、路過鳥羽、欲拜陵、重成不奉命、抵讃岐松山、後徙于志度鼓岡、刺血寫書五部大乘經、三年而畢功、送于覺性法親王、請藏安樂壽院、帝不許、卻還之、上皇大恚曰、朕親書佛經、非自今生、而不許藏之、非只今生之仇、實爲地下之怨、乃自囓舌出血、每軸書曰、願爲大魔王、擾亂天下、因以五部大乘經、廻向惡道、自是不復剃髮剪爪、稱衣垢膩、長頭巾、憔悴骨立、居常忿々、長寛二年八月廿六日己卯、崩于志度、年四十六、火葬於白峰、世稱讃岐院、治承元年七月、改更稱崇德院、天皇崩後、世亂相繼、以皆恭至、世以爲怨魂之所祟、建久二年、奉爲崇德帝、奉讃岐御影堂陵戶云々。

參考本盛衰記云、長寛二年の秋、八月廿四日、新院御年四十六にて、支度と云ふ所にて終に隠れさせ給にけり、讃岐へ御下向の後、九年にぞ成にける、白峰と云山寺に送奉り、燒上奉けるが、折節北風はげしく吹けれども、餘に都を戀しみおはしけるにや、煙は都へ靡きけるとかや、其後仁安の頃、西行は新院の御墓白峰と云山寺と聞て、詣參たりけるに、あやしの下﨟の墓よりも、猶猥褻し、前世の御宿業にかと、いと悲し。○山家集云、松山と申す邊、新院の御墓所を拜み奉らんとて、白峰と云所に尋參侍りしに、松の一むら茂るほとりに、くぎぬきし廻したり、是ならむ御墓にやと、今さらかきくらされて、物も覺えず、まのあたり見奉りしことぞかし、淸涼紫宸の間にやすみ給て、百官にいつかれさせ、後宮のうてなには三千の美人顏のかんざしあざやかにて、御まなじりにかゝらむとのみしあはせ給ひしぞかし、萬機のまつりごとを、掌に握

らせ給のみにあらず、春は花の宴を專にし、秋は月の前の興つきせず侍りき、あにおもひきや、今かゝるべしとは、かけてもはかりきや、他國邊土の山中の、おどろのしたにくち給ふべしとは、貝鐘の聲もせず、法花三昧つとむる僧一人もなき所に、只峰の松風のはげしきのみにて、鳥だにもかけらぬ有さま、見奉るにそゞろ涙を落し侍りき、はじめあるものは終りありとは聞侍りしかども、未かゝるためしをば承り侍らず、されば思をとむまじきは此世なり、一天の君萬乘のあるじも、しかのごとく苦みをはなれまじく侍らねば、せつりもしゆだもかはらず、宮もわらやも共にはてしなきものなれば、高位もねがはしきにあらず、我等もいくたびか彼國王ともなり給ひけむ、なれども隔生則忘して、すべて覺え侍らず、只行てさだまりはつべき、佛果圓滿の位のみぞゆかしく侍る、とにもかくにも思ひつゞくる儘に、涙のもれいで侍りしかば、

よしや君昔の玉の床とてもかゝらむ後はなにゝかはせむ、とうちながめられて侍りき。

松山懷古　　尾池　桐陽

山含御廟倚南州、[illegible]此地留、樹擁形殘何處[illegible]、
雲埋往蹟幾今昔、[illegible]浪拂門曉、石馬[illegible]風[illegible]秋、
有客無心拾舊貝、歌聲[illegible]同愁、
鶴石峯林一路分、[illegible]、玉骸[illegible]南州月、
金[illegible]北[illegible]雲、春入[illegible]度處、草埋陵道[illegible]群、
分從貝葉汎[illegible]潮、[illegible]日夜聞、
松山晴望萬株松、中有[illegible]一峯、出[illegible]、
[illegible]鳥散[illegible]、[illegible]、[illegible]北想容、
獨見遊人來吊古、陵園[illegible]木自春冬、

白峯寺縁起云、仁安元年神無月の二十六、西行法師四國修行の時、彼御陵にまうでて、笈をば庭上の橘の木に寄掛て、法施奉りたるに、御廟震動して、御詞に曰く「松山や波にながれてこし舟のやがてむなしくなりにけるかな」、西行涙を流して、云々。鹿苑院厳島詣記云、さぬきの院おはしましけん、松山、しろみねなどいふ所あり。

(頓證寺)(兒嶽)　僧義弁、引導寺略記云、崇德院の御廟は、綾の松山と云寺にあり、頓證寺（トンショウジ）と號す、貞觀二年の建立なり、寺の北に御陵あり、高數十丈、名て兒ケ嶽（チゴガタケ）と云、上に崇德院の御陵あり、左右に[illegible]朝の石塔あり、傍に洞林院と號す。〇山州名勝志云、崇德院陵兒嶽（チゴ）にあり、前に[illegible]朝の墓あり、五輪の石塔を立つ。名所圖會云、白峯御陵の傍なる石燈籠はきはめて古雅なり、世之を頓證寺形と云ふ、又頓證寺の大門の中の路傍に、源頼朝が寄進したりと云供養石塔を立てり、兒嶽と云は寺の西に聳ゆる絶巓なり。

高屋（タカヤ）

今松山村の大字なり、此里遍照院平[illegible]云「讃岐國北條郡、高屋弘法大師堂、七間四面、天治元年八月廿一日、瓦燒、慈氏山松浦寺遍照院」と、天治は崇德帝御宇の世に當る、當時已に北條郡の名ありしを證すべし、又松山の讃を松浦とも曰へるを見るべし、高屋城は正平中細川清氏の據れる所にて、太平記に其戰爭を叙せり、高屋の南大字神谷（カムタニ）に、白峯式內神谷神社あり。

(神谷)　太平記云、正平十七年の比、讃岐に細川相模守清氏と細川右馬頭頼之と數月戰ひけるが、清氏遂に討れて四國事故なく靜りにけり、其軍の樣を傳へ聞くに、清氏境の浦より船に乘りて讃岐へ渡るゝ聞えしかば、頼之は山陽道の軍勢を靜めんとて備中國に居たりけるが、讃岐國へ押し渡る、此時、若し相模守殿の船より上らんずる處へ馳せ向ひて戰はゞ、一戰も利あるまじかりしを、右馬頭飽くまで心に智謀ありて、先づ和睦の儀を請ひ、問答に日數を經ける間に、右馬頭中國の勢を待ち調へ、城郭を堅く構へて、其後は音信もなかりけり、相模守の陣は白峯の麓、右馬頭の城は歌津なれば、そのあはひ僅に二里なり、右馬頭の勢大略遠國の者共なれば、兵粮につまりて難儀す、備前の[illegible]の勢[illegible]して、海上に押し浮ぶ、小笠原美濃守相模守に同心して渡海の路を差し塞ぎける間、右馬頭の勢は日々に減じて落ち行きしが、其後如何しけん、七月二十四日、頼之攻戰して清氏を打落す。

乃生（ノフ）

松山村の北に在り、今王越（ワウゴシ）村と改む、二海角あり、西なるを乃生埼と呼び、東なるを原埼と曰ふ、乃生埼の西一海里餘に瀬居島（方十町許）あり、其北には大槌小槌の二岩嶼あり、其島間は常航路にして、謂ゆる槌瀬戸なり。〇名所圖會云、乃生は山家集にみをさかと呼ふ地なるべし、同集に曰く、仁安の頃、讃州みをさかの林と云所に、しばらく住侍りき、深山邊のならの葉にて庵結び、妻木こりたく山中の景色、花の梢によばはる風たれさふとてか呼小鳥、逢かもとの鶏、終日あはれならずと云ことなし云々。

槌瀬戸（ツチノセト）

讃岐[illegible]郡の北海、[illegible]小[illegible]島と、[illegible]前[illegible]郡日比（ヒビ）村の大槌島の間を曰ふ、二島間二十町許、即瀬戸内の常航路にして、備讃海峽の中央なり。按に、此瀬戸は崇德院血書の經を沈めたまへる所と云ふ（今[illegible]）又南海通記云、日本武尊西州を平げ、吉備穴海に還り給ふ時、大魚[illegible]ミト門に於て、客舟の害を爲す、尊之を誅し給ふ、此時に當て尊は穴戸武媛を娶り、男子を産み給ふ、即武卵王也と、讃岐[illegible]系譜曰、景行天皇二十三年、西海有巨大魚、其形如鯨魚、其大如島屋、常往土佐南海、往來阿波鳴門、讃岐瀬戸、及伊豫木綿、而妨西州往還者、覆沒舟楫、而食人物、小碓尊王子征伐殺之。

(雉之門)

林田郷（ハヤシタ／イタ）

和名抄、阿野郡林田郷、訓波以多今林田（ハヤシタ）村是なり、松山の西、綾川の東岸なり、讃夜之院と號ふ、此地は由來讃岐在廳野大夫（又綾大夫）の居れる所にして、崇德上皇の初め、此に着御し

たまふ、松山の御所と云ふも此に外ならず。軒大夫は即阿野氏なるべし、全讃史之を三野氏と爲すは違はし、惣社明神あり、在廳を以て州留守と爲したれは、國府の惣社をも此に移したるならん。

南海流浪記云、仁治四年二月十三日、國府を立て讃岐の守護所長雄次郎左衛門の許に至る、路間二里、十四日守護所の許より鵜足津の橘藤左衛門高能と云御家人の許へ被預（この守護所と云ふも林田の地に在りしを知るべし）祇園執行日記云、文永年中、兵當燈料、林田郷内闕入新開。

松山(マツヤマ)御所址

全讃史云、崇徳播遷の時、在廳野大夫高任が林田の宅を以て館と爲し、雲井の御所と呼ぶ、御製に「こゝも又あらぬ雲井となりにけり空行月のすむにまかせて」と曰へり、其宅は長命寺と云ひ古刹なりしが、後世廢すとぞ。○清輔家集云、讃岐のさきの海士庄に済内裡の公事あたりけるを、守季行朝臣したしかるべき人なりければ、いひ遣しける、

松山のたよりうれしき浦風に心をよせよあまの釣舟。

山家集云、讃岐に詣でて、松山と申所に院おはしましけむ御跡たづねけれども、かたもなかりければ、

松山の波のけしきはかはらじをかたなく君はなりましにけり。

白峰寺縁起云、保元元年七月二十三日、新院讃岐國へうつしたてまつるべきよし宣下せられ、八月三日松山の津に御下着あり、在廳野大夫高遠が御堂におきたてまつりて、三箇年をぞ送りたまふ。○和訓栞云、綾の局は崇徳院讃岐播遷の時、阿野郡司の彌大夫高遠が家にして、其女を幸じ名つけらる、皇子を出生せり、是を林の彌太郎殿と稱せらる。

山本(ヤマモト)郷

和名抄、阿野郡山本郷、訓也末毛止。○今西(ニシ)荘(シヤウ)村、坂出(サカイデ)町是なり、林田郷の西にして、鵜足郡界に接す。

西荘(ニシシヤウ)

今西庄村と曰ふ、名産磬石(ケイセキ)あり。此石黒色堅硬之を撃つに聲あり、故に方言鳴石と曰ふ、以て磬に作るべし、大抵工を施す可らず、磨玉の法に依て之を琢磨すれば、黒色瑩々として鏡の如し、精美の硯等及び諸器物自然の雅趣に用ふべし、白峯磬石と云ふも此に外ならず。（日本社會事彙）○全讃史云、西庄城、香川民部行景築之、續公族香川景長之云云、南海治亂記、以爲天霧山城主香川景明二子、誤矣也。

西讃府志云、香川民部少輔は、香川肥前守景則の從弟なり、京都に出て細川政元に仕ふ、政元害に遇ふの後、香西備中守元繼政元の養子澄之を立んとして、嵐山の城に籠り、三好元長と戰ふ、元繼軍敗れて共に死す、時に元繼が領地丹波西郡山、綾郡西の莊は闕所となれり、管領高元民部少輔が之に與せざるを賞して、西莊の城を賜ふ、因て始て此城に移り、北條郷を保守せり、其三世の孫父祖の名を襲ぎて民部少輔と稱す、天正六年、羽床伊豆守綾郡に主たらんことを謀り、大林、今[illegible]、山田、福家、新居、長尾等に[illegible]らひ、一千三百人を率て押しよせければ、民部少輔は子女を青海浦に避難せしめ、備後國へわたり、小早川隆景に附て援兵を乞、さて小早川氏より浦兵部大夫、井上伯耆守の二人に五千餘人を附、兵船三百餘艘に取乘、鵜足津松ヶ浦に着、西の莊に押し寄る、伊豆守が兵四百餘人を棄て引退く、即ち城取返す、同八年長曾我部元親六千餘兵を率て來り攻むるに、民部少輔城を以て降る。○天正五年、讃州元吉に香川[illegible]景と云者楯籠り、小早川隆景に屬し、志を深くしける程に、土佐の長曾我部より三千餘騎を差向け、元吉の城を圍しむ、小早川殿舍弟穗田治部大輔元清を大將として、六千餘の讃岐國へ渡給ふ、土佐勢はやがて敗軍すれば、元清諸勢を引具して藝州へ歸陣」と安西軍策に見ゆ。

坂出(サカイデ)

今坂出町と曰ふ、西庄の西に接す、北は海に臨み海運の利あり、戸數一千五百、今本郡々衙の在所なり、三所丸龜市を距ること一里餘、其中間宇多津村ありて、三所の人家櫛比せざるも、略一境を成し、本州の大富邑と號す。

讃岐の鹽額は坂出を推して第一とし、年額三十万石、瀉元宇多津之に次ぐ、各十二三万石と云ふ、一州を合計して八十餘萬石を産せしむ。○水産報告云、香川縣坂出の鹽田は、文政十二年の交、當藩主京極氏（九代）の治下に成り、其設計及施工は久米榮左衛門之を擔當し、築港工事と共に之を起せり、其港頭は突堤に沿ひ（現今少しく砂土の堆積せるを見ざるにあらず）滿潮に際すれば優に巨船を繋留するに足れり、又鹽田創設の當時より明治に至る迄、鹽田に賦課せし所の税は甚た輕微なりしも、爾後其額を増し、一濱田に對し鹽二百俵を徴收せり、即ち金八拾圓乃至九拾圓を賦課するに至れり、後更に一時金百貳拾圓を即納せしめて、各借田者に拂ひ下けたりと云ふ、之れより以後漸く鹽業の發達を來し、其產鹽は遂に新濱田を併增せられ、遍く各地に需要せらるゝに至れり、之を要するに、本縣鹽田面積は約八百三十町、本邦中最も多額產鹽ある山口、兵庫兩縣の鹽田面積に亞ぎ、其產額も亦之に適ふ。

鵜足(ウタ / ウタリ)郡

阿野郡の西、那珂郡の東、大略土器(ドキ)川(ガハ)の東畔を以て郡域と爲せど、本來那珂と一境の地にして、天然の分界なし、面積十方里、十四村に分ちたり。

和名抄、鵜足郡八郷に分ち、宇多利と注す、然れども播磨風土記に宇達郡に作るを見れば、古訓は宇多なるべし、今も方俗宇多と稱ふ。○後紀、延暦二十一年、讃岐國鵜足郡の名見ゆ、萬葉集綱浦と云ふは、本郡津野浦にして今の宇多津なるべし。（全讃史、鵜足郡古高一万六千石、

津野（ツノ）郷

（綱浦）

和名抄、鵜足郡津野郷、訓都乃。○今宇多津村、土器村是なり、北は海に至り、南は二村郷に至る、此地鵜足の津なれば、津野郷と云ひ、万葉集には綱浦（ツナノウラ）に作る、延喜式に、常國の椅木は綱丁を以て進納せしむと云ふ、綱丁とは此浦の丁男にやと說く者あり。○萬葉集「舒明帝行幸讃岐安益郡之時、軍王見山作歌」と題し、綱（一本作網）能浦之海處女等之燒鹽云々と云へるは、津野郷の浦にして、其山を望みて詠歎したるならん、今宇多津の阿野の坂出浦の間に、海中に差出てたる高屋岬ありて、景色よろしと曰ふ、即津野山にや。〔萍跡、官社考證〕三代實錄所載、讃岐國宇夫志奈神は、今字砂（ウブスナ）と云地に在り。

宇多津（ウタツ）

今宇多津町と曰ふ、戶數一千三百、西は土器川を隔て、坂出町に連る。○全讃史云、自治元年、細川賴之此津に陣し、高屋合戰に細川清氏を滅しければ、其家臣安富盛長を寒川郡に、香川景房を多度三野豐田に、奈良元安（太郎左衛門）を鵜足那珂二郡に封したり、奈良氏は宇多津に築城し、天正以後仙石氏相續す、後其城廢すと雖、民戶猶茂し、繁榮の邑とす。

西讃府志云、奈良氏は其先の出る所詳ならず、蓋東國の人にて、應仁の比、太郎左衛門元安といへるあり、細川氏に屬て香川、香西、安富等の諸氏と同く四天王と稱せらる、時に鵜足那珂の二郡は藤橘兩家の所領なりしを、細川氏兩家を奪て馬廻りの武士とし、其所領を取て元安に賜ふ、元安城を宇多津に築て居れり、元安の子備前守元信と云、京師にありて管領家の事を執行ふ、因て京畿にても所領あり、元信の子太郎兵衛元政と云、（治亂記には勝政とあり）元信之をして宇多津に居らしむ、元信卒る所領を失ひ、津郷二村川津等の徵封を保てり、時に長曾我部元親西長尾の城を築く、元政之を恐れて栗熊村に砦を築く、天正十年元親諸城を降し來り攻む、時に十河存保も微勢になり應援することを能はず、元政固より兵少くして拒戰ことを得ず、城を棄て退散す。

（聖通寺）

宇多津の舊城址は今聖通（シヤウツウ）寺所在の丘なり、此寺理源大師（聖寶僧正）の創立と傳へ、萬治中高松藩祖の修營する者とす、大師は津野浦沙彌島の人なり。

仁治四年南海流浪記に、道範阿闍梨此地の風物を叙したり、曰守護所のもとより鵜足津の橘藤左衛門高能と云御家人之許へ被預、堂舍一宇、僧房少々有所に移しすゑらる、此所地形殊勝、望東孤山翫佳月、勸月輪觀之思、顧西遠島含夕日、催日想觀之心、後松山崇海中至、前潮滿時砌近漸入、又後の山に登りて海上島々を眺望、鑑海中鱗類、作自性能加持之法、有時浦に出て差向山々を問へば、備前小島備中備後まで見え渡る、小石に光明眞言等を書て海中に入る、寶篋印だらにを誦して、鱗類をはなれ苦海に廻向す、（道範寓址は今道場寺と呼び、眞言宗の一院宇多津に存す）

歌津方この松蔭に風立ば島のあなたもひとつ白波。

鹿苑院厳島詣記云、宇多津、此嶋のかたちは、北にむかひて、渚にそひて海人の家々ならべり、ひむがしは野山の尾のへ、北ざまに長くみえたり、磯ぎはにつゞきて古たる松がえなど、むろの木にならびたり、寺々の軒ばほのかにみゆ、すこしひき入て御まし所をまうけたり。

土器（ドキ）

宇多津の南に接する一村なり、古代土器など製せる所にや、陶村などの類なるべし。○全讃史云、土器八幡宮の前に鞠之松と號する老樹あり、自治元年、頼之宇多津陣の時、青野山に營し、此祠に祈誓しける事ありて、報賽として植ゑし松とぞ。

土器（ドキ）川

源を本郡美合（ミアヒ）村竜浦山に發し西北流、岡田村に至り北流し、土器村の西大字土居に於て海に入る、長九里、讃州第一の長流とす。○土器川川口の西畔は丸亀市なり、近年東畔土居村も其市中に編入せられぬ。

川津（カハツ）郷

和名抄、鵜足郡川津郷、訓加波都。○今川津村是なり、宇多津の東南に在り、東大寺要錄に「鵜足郡川津郷、五十戶、永配封、天平勝寶四年」と云々と見え、道家惣處分記に「讃岐國河津莊、春日社領」と注したるは皆此なり。

飯（イヒ）山

（飯野山）

川津村の西南、土器山の南なる一丘なり、標高五百餘米突、消火山と云ふ、（一書に、三木郡飯野山より銅鐸を發見したりと云ふ、此山をあやまりたるにや）山容渾然、飯を山に盛りたらん樣あり、讃岐國之を飯依比古と謂ふことは、神代卷に見ゆれば、其典故に因むにや、山下に一祠あり、延喜式飯神社是なり。○全讃史云、鷲住王者、履仲帝后之兄、父曰鷲別王、鷲住王爲人強力猛性、常住富熊里、後葬之飯山（イヒノヤマ）下、里人立祠祭之、飯山大權現是也、亦曰力山、王有男、曰高木命、任讃岐國造、其裔有高木氏。○官社考證云、播磨風土記に、此山の神見ゆ、其文に曰「揖保郡飯盛山、讃岐國宇達郡飯神之妾、名曰飯盛大刀自、此神度來、占此山而居之、故名飯盛山」上古には神社にまします、神の現身になりて、女に娶（アヒ）たまへる事のまゝありしが、まして飯神は國魂に坐せば、其靈の現夫になりて此飯盛大刀自といふ神にあひたまへし迹ゞ聞にたり。

二村（フタムラ）郷

和名抄、鵜足郡二村郷、訓布多無良。○今飯野村、川西村是なり、飯山（イヒノヤマ）の西麓にして、土器川の邊なり、元亨釋書に「相國（藤道家）割讃州二村郷、以充東福寺供」とあれば、中世此郷は川津郷などと同しく、藤氏の家領なりし也、二村（フタムラ）の大字存す。

坂本（サカモト）郷

和名抄、鵜足郡坂本郷、訓佐加毛止。○今坂元村存す、二村郷の東にして、飯山の南なり

飯山初雪　　　黄石

落木江天雁影橫、荒原無復野雞鳴、曉來忽覺新霜峭、
小富山頭薄雪明、

高木（タカキ）

考古雜志云、西坂元村に高木屋敷と云ふ字あり、蓋讚岐國造の祖、鷲住王の宅址とぞ、三代物語には「履中天皇時、有讚岐別王者、有子曰鷲住王云々、天皇徵之不應、亦去之阿州脇邑、而居焉、鄕里從之、生一男、野根氏其裔也、後又來家于鵜足郡富熊村、恒事勇力、卒葬飯山、鄕人立祠歲時祀之、飯山神社是也、相傳祈此神獲勇力云々、鷲住王之苗裔、其宅邊有喬木、因曰高木爲氏、高木右馬助、弘憲寺宥遍等是也、世以大勇力聞於天下、蓋有以也」云々、全讚史には「祈此神則得勇力、因亦曰力山大權現也」とも見ゆ、猶同書の中に「後來此邦、住富熊之里、里之少年多從之、其葬之飯山下、里人立祠奉之、飯山大權現是也」、三代物語にも亦同し、然るに南海治亂記及生駒記等には、那珂郡に居住と有り、しかれども那珂郡は元より、富熊村にも、其墳墓と云ふものゝ傳はらぬを考ふれば、彼二所は誤傳にて、此西坂元村の高木屋敷ぞ、王の謫居なるべくおもはるゝなり、又此高木屋敷の近邊に圓持と云所ありて、其地に大なる古墳あるを、土人は貴人の墓にて、種々の寶物の埋りありと傳へし、現に其邊より發見したる副葬品さへ、世にもてはやさる。

小川鄕（ヲガハ）

和名抄、鵜足郡小川鄕、訓乎加波。○今法勳寺村是なり、大字東小川存す、西小川は二村の地と混同し、川西村と爲る、二村鄕の南に接す。

法勳寺（ホフクンジ）

今村名に轉す、その寺字の遺址猶在りとぞ、宇多津の東南二里。嘉元御領目錄「法勳寺、多寶院寺用每年百疋」と、又東鑑「建長二年、讚岐國法勳寺地頭職、壹岐七郎左衛門尉時清」とあり。

考古雜志云、武殼王の墓は下法勳寺村に在り、此王子は神櫛王の甥即綾公の祖也、綾公系圖に日本武尊、次武卵王（讚留靈王、中臣宮處氏本系帳に多爾和氣比古王命とあり）次[illegible]彌麻命、（本系帳に邇美麻大主命とあり）次[illegible]彌麻命、（本系帳に讚岐邇麻大主命とあり）次富王、（本系帳に綾大縣主知麻呂大人命とあり）次多富利別命、（一本に多富利と太別命の二人とす、次日向王、（皆陽波大領）次多那君次依志君、（又曰意之古君と有を一本には意之古を依志君の子とす）次奴乎古君大人、（一本に奴古君とす）次堅石、（七尺強力、世曰鬼石）次大山麻呂、次聞麻呂、次乎世、次百行、次能臣（臣を一本に呂又以に作る）と見ゆ、されど是も亦いづれの御代の人とも記さゞれば詳ならず、全讚史、綾君世紀に、綾氏譜曰、富王、王有二子、長曰多富利別、爲嗣、次曰眞玉、構宅於城山北邊、而壯猛也、國人稱之曰城山長者云々、眞玉亦有二子、長曰益甲爲嗣、次曰黑丸、卜居於栗隈、賴小麥爲租、其味甘烈、自以爲美、獻之元明天皇、天皇賞、賜姓酒部、（中略）孝德帝置國司、大山營卜宮於林田鄕、以當居於國司、其子曰眞吉、天武帝賜姓綾公、其子葉長、是時元明帝、建一宮於香川郡大野鄕、其子曰□據、時聖武帝勅、置國分寺及尼寺於阿野郡新居鄕、云々、これも諸書に散見せるを拾ひあつめて記りたりと見ゆ（さてに益甲黑丸を兄弟二人と爲るはいかに、三代物語に酒部益甲黑丸、城山長者是也云々、また公□記にも此趣に記したれば此傳ぞ正しからむ）日向王を、綾公系圖に「始賜綾大領」とあり、國府村提坂と南坂との追分の田間に日向塚と云が有は、此王の墓ならむと云り、又本國に名高き讚留靈公の記に、

景行帝二十三年、南海有大魚、（中略）使武卵、率千人海、以討之、吉備武彥之女穴戸武媛、寵幸而生武殼王秋八月大魚出于鳴門、（中略）二十五年春三月、大魚至椎門、尊聞之來次于綾川上、選卒壯士八十人、乘艨艟、又潜造火於舟中、誘使大魚吞之、火焚腹中、魚悶倒、且刺以其刀、大魚遂死、至安益郡福江浦、八十人者、皆瞳暈如酒如死、尊獨自若也、有童子持瓶水來獻、使飲之皆醉自醒、使八十人者飲之、即須臾蘇、因名曰八十蘇水、問童子、曰地主橫瀨神也、達使人謝其恩、帝聞之而大喜、賞尊之功於武殼王、使之留而守是邦、邦人稱之曰讚留王、二十八年帝封爲讚岐國造、改曰武卵王、實綾公之始祖也、壽一百二十五薨、葬于玉井、南海之民、立祠歲時祀之、號曰綾讚留王大明神也矣、

此記數本傳れるに、皆大同小異ありて、讚留靈王の事を或は神櫛王なりとも、又は大碓命なりとも傳へたれど綾公之始祖とあれば、此増田本を正傳に爲すべし、されど本文に「封爲讚岐國造」と見えたるはいかに、中山本に「封以綾郡」とあるに據るべし、又に武殼武卵とを別名とせらば、殼字を古く蠱（ツヾミ）と讀み來れるに據りての訛傳にて、殼も卵もカヒコなり、又この讚留靈王の名も詳ならねど、武貝子と云ふは王の御代に專ら養蠶の業のひらけて綾絹を織出せしならむ、郡名の阿野と云るも是より變へるなるべし、故武殼王の殼また卵も、又貝子も皆借字にて、當時記は武殼と諸命と云を別に擧たれど、此武殼王の御名の外の古書に傳れるを、字の違ひたるより別王と思ひて擧げたるものならむ、さて此王公風土大日記等に「仲哀天皇八年、讚留靈王二十五而薨」、（讚岐府志に、仲哀八年薨于鵜足郡井上鄕云々）と見えたるが如く、いみじき長壽にはおはしけり、（上に引る府志に傳によれば井上鄕にも別館の有りしか、又は御墓所より誤ひたるにも有べし）御墓は井上鄕下法勳寺村に在り（今此村内に法勳寺と云寺あり、三代物語に「法勳寺在法軍寺村、有名王井村、屬井上鄕、有讚留王墓」云々と見え、又へ[illegible]に

（玉井）

「景行帝御宇□大□、□□□□、大李中行□法□立眞言堂於□江浦、又移□於玉井、□□□追福、謂其寺曰法勲寺、延暦十三年、弘法大師修寺□□□讃留□王側」云々と見ゆ、かくて今此寺跡の巽方に玉井と云噴水ありて、舊を存せり）且御墓の形状は南北に横なり、宮車に象りて環に溝あり、溝外に陪冢三所にありて、當時の陵墓の製にかなひて、往古よりまがひ無き御墓所にぞ有ける、讃記中山本に「仲哀八年、□□之城山東邊、今日城丘是也」云々、今阿野郡陶村綾尾と云所に綾王塚と云あれど、共におぼつかなし。

（富熊）

栗隈（クリクマ）郷

和名抄、鵜足郡栗隈郷、訓久利久萬。○今栗隈村、富□（トミ）村是なり、法勲寺の東にして、羽床郷（阿野郡）の西なり、嘉元御領目録にも本郷を收む。

全讃史云、「昔官□王之裔、黒丸者、卜居於栗隈里、醸小麥爲酒、獻之允恭天皇、天皇嘗美、賜姓酒部、其酒曰黒丸、酒黒丸其宗居揆水、其宅東北有栗大樹、鵜數十常宿其枝、一日□以是鵜其地、頃刻清泉涌出、夜中星照粲々如玉、因名其泉曰玉井、又名其郡曰鵜足、其里曰栗隈、亦此縁也、今栗隈有□嘗、曰城山、蓋其墟云。」

（岡田）

井上（ヰノヘ）郷

和名抄、鵜足郡井上郷、訓井乃倍。（今岡田（ヲカダ）村是なり、小川郷の南に在り（全讃史））延喜式、鵜足郡宇閇神社は岡田の下村なる上野八幡宮なるべし、宇閇村の鵜井社は三代物語にも出て、彼社に充つる説あれど、寛永二年上野八幡の棟札には、宇閇と明記せりと云ば、郷名を井上なれば、岡田のを眞にすべし。（官社考證）

長尾（ナガヲ）郷

和名抄、鵜足郡長尾郷、訓奈加乎。○今長炭（ナガスミ）村、造田（ザウダ）村なるべし、大字長尾は長炭に屬す、炭所（スミショ）村と混同して斯く改めしなり、土器川の上游なり。

按に、闕城書に曰「延元三年戊寅、九月十一日子申官軍於讃岐國、伊豆洋中遇暴風、諸船□東西、僅□一艘宮）満良親王（花園宮）漂到四國地、左衛門尉土居通増奉擁良親王、入伊豫大洲城、彈正少弼得能通村、奉護良親王、入讃岐國長尾城」と、これは此長尾の事なるべし、花園宮は讃岐より更に土左へ御移したまふ。

（炭所）

西長尾（ニシナガヲ）城址

岡田村の長尾に對し、西長尾と稱す、正平中細川清氏南朝に歸順し、中院少將を奉じ當國に臨む、長尾の郷士、大谷川左近大夫橘光兼之に應じたりしも、白峰高屋陥りければ、光兼は子光邦光盛と奮戦して死す、其城址は炭所（スミショ）東村の大谷川に在り、細川賴之の將海崎（タミサキ）元高（橘氏）光兼の遺跡を賜はり、子孫天正中に至る、天正八年、長曾我部元親阿州大西より兵を出し、讃州に入る、長尾國吉山（ダニヨシヤマ）に寨を據ゑ、大里の山道を開き、糧餉を通せしめしと（全讃史）

造田（ザウダ）

長尾の南にて大川嶽（タイセンダケ）の下なる村なり。官社考證云三代實錄「貞觀六年、讃岐國櫛州神、天川神、宇夫志奈神授位」と、此櫛州神は造田村十二社權現にや、地名に櫛屋代と曰へり、又其南に天川明神現存せり。

大川（タイセン）嶽

又大仙に作る、造田村の南に聳ゆ、三千一百尺、頂上に大仙權現の祠あり、鵜足那珂及び阿州三好郡の交堺に跨り、其山勢西北に延くものは象頭山、天霧山、又勝間山、高御坊の二嶺脈に連なる。

勝浦（カツラ）

今美合（ミアヒ）村と改む、大川嶽の下にして、土器川の源とす、鵜足明神の祠あり。讃岐國造神櫛王の五世孫代目命を祭るとぞ。（西讃府志）

仲多度郡

仲多度（ナカタド）郡

明治卅一年、那珂多度二郡を併せて、當昔のまゝ仲多度の稱を建つ、一市二町廿二村、（外に海島五村）治所は丸龜市大手に在り。（人口、市二万、郡九万）

那珂（ナカ）郡

鵜足郡の西、多度三野二郡の東、郡域は大略土器川櫛梨川の中間と爲せど、界線正ならず、面積七方里、一市一町十四村に分ち、塩飽島の□村之に附す。

那賀は和名抄奈加と訓み、十一郷に分つ、續日本紀には那賀郡に作り、万葉集に中乃水門（ナカノミナト）とあるは本郡に津にして、金倉郷に中津（ナカツ）の名遺る。寶龜四年、讃岐國那賀郡、錦部刀良等三人、各賜衣一襲、□□□、初救百濟也、官軍不利、刀良等被唐兵、没爲官戸、歴四十餘年、乃免、遇我使人、隨而歸朝、憐其勤苦、有此賜也。

讃岐狭岑島、視石中死人、柿本人麿作歌、

玉藻よし、讃岐國は、國からか、見れども飽かず、神からか、ここた貴き、天地日月とともに、たり行かむ、神の御面（ミオモ）と、次きて來る、中乃水門ゆ、船浮て云々。

（御面は、神代紀に四面あり、面毎に名あり、讃岐を飯依比古と謂ふとあり、斯くも言ひ次ぎ來し國と云ふ義ならん）。

全讃史、那珂郡、古高一万二千石、打出四千石、新開二千石。○那珂郡をば、中古仲（ナカ）にも作れり、東鑑に、讃岐國御家人仲行事貞房とある、當時の稱呼なるべし。

眞野（マノ）郷

和名抄、那珂郡眞野郷、訓萬乃。○今神野（カンノ）村是なり、櫛梨川の源にして、萬濃池あり、郡の南東端にして、大川嶽の上に當る。官社考證云本郷に神野社あり、今油宮（イゲノミヤ）と云ふ、此眞野郷、上古は神野郷と云しなり、鵜足郡造田村天川（アマカハ）神社の舊記に、神櫛別命の遠裔、益甲黒鯖と云者あり、那珂郡神野郷に住す云々、借令の如く改りしは、弘仁中嵯峨天皇の御代の時なるべし、此帝の諱に觸れたれば也。

萬濃池（十千池）　神野村の山中に在り、弘法大師の所造とす、大師は本州の人にして、德望非常なれば、國司朝奏、師の名を假り成功せりと、古歌に十千池とよむも此とぞ、万の數は十千なれば斯る謬事も生しけん、本名は眞野池なり、今昔物語に、万能池の龍と、比良山の天狗と、比叡山の法師の德力を爭へる古譚見ゆ。

今ははや十千の池のみくりなはくるよもしらず人に戀つつ〔名寄〕　爲家

全讃史云、萬濃池置監吏、讃州第一之大池也、弘仁十二年、僧空海隄之、後世隄陂陵夷、寬永三年更築。○日本紀略云、弘仁十二年、讃岐國言、始自去年堤萬濃池、公大民小、成功未期、僧空海此土人也、山中坐禪、獸馴鳥狎、海外求道、虛往實歸、因茲道俗欽風、民庶望影、居則生徒成市、出則追從如雲、今離本土、常住京師、百姓戀慕、實如父母、若聞師來、必倒履相迎、伏請充別當、令濟其事、許之。○嘉元御領目錄に「萬濃池、宗久寄」と載す。

神野神社　今萬濃池宮と云ふ、元慶五年、萬濃池神授位は、三代實錄に見ゆ。○官社考證云、今池監矢原某の所藏の銅燈籠に、此地社寺の事を銘記したり、神野寺は今廢絕し、社の坤位の山上にかんのじと字する地を遺す、地中より古瓦を獲べし、即其舊址とす、銅燈籠の銘に曰、

神野社　大同三二月立　神野寺　弘仁十二立
加茂神　同九月立
空海座堂　再立　本願主[illegible]從矢原式部左衞門正久
二天門　同大治五戌七月三日　神野寺　空忍和尙
神野社再建　正治元二月十二日　本願矢原莊司眞宗
應安四八月五日遷宮　本願矢原五郞正信
本尊堂再立　明德二四二月三日　大願主矢原五郞正信
寬正二己四月棟札集寫　神野寺二十三世信專大和尙

西讃府志云、買田村は日吉行幸記に「讃岐國買田、文保

炎上の造立、いまた終らざれば、歸華會の料を返し附けらる」と見ゆる地にて、慧彥寺あり、曹谿野寺の本尊を傳へ安置す、寺說に空海大師中興の舊刹とぞ。

眞野郷　和名抄、那珂郡眞野郷。○今吉野村、四條村是なり、眞野郷の北に接す、西は琴平町、榎井村に至る、嘉元御領目錄には、眞野新名と云ふ、名田を錄す。

子松郷（[illegible]井）　和名抄、那珂郡子松郷、訓古萬都。○今琴平町、榎井村なるべし、眞野郷の西にして、象頭山の東麓なり。

建長二年道家惣處分記に「家領、讃岐國子松庄」とあり、圓光大師行狀翼贊にも、子松庄は月輪殿の御領とす、此圓光子松の舊跡は、近世百相法然寺へ移せど、此にも傳ふる所あり。全讃史云、西念寺、在苗田村、法然上人古跡傳曰、上人、承元元年三月、至鹽飽、地頭駿河權守高階保遠入道西忍館、尋時傳錫、尋至此地、當一宇而居、此地則月輪殿下之領也。

琴平（金毘羅）　今琴平町と曰ふ、戶數一千五百、舊名松尾村、明治維新の際、本村鎭坐金毘羅大權現を改稱して琴平神と爲し、之より琴平を以て市街に冠せしむ、丸龜の南三里半、金毘羅は近世海內無比の靈祠と稱し、群俗の崇敬極めて厚ければ、[illegible]の男女常に市中に塡充す、其琴平鐵道は多度津に通ず。

金刀比羅宮　今國幣小社に列す、大己貴命を祭り、崇德天皇を配祀す、創建年月未詳、天正元年再建〔地志提要〕近時貴人の多きこと、伊勢大廟に亞ぐと云ふ、象頭山の中腹に在り、麓より祠前に至るまで九町、華表、燈籠、銅燈籠等道を挾む、神殿拜殿齋館殿舍所、社務所等皆近年の更築にして、壯觀眼を驚かす、所藏の寶器、獻進の貨財、號して海內祠廟の中第一の富豪と云ふ。

按に、此社は初め金毘羅神を祭る、佛徒の所奉にして、其寺を松尾と云ふ、慶長年中より大に著る、其創始を詳にせずと雖、古佛字の跡なるべし、全讃史舊傳を述ぶれど、其慶長寬永以前の事は信據し難し、神道家近時に至り、本祠を大麻神實氣神等に擬するも、採るべからず。維新前は眞言宗金光院別當たり、並松尾寺金堂に藥師佛を安置し、又阿波の箸藏寺を奧院と爲し、多度の善通寺を本寺と爲し、船頭水主の挂錫の崇信尤篤かりし。○全讃史云、金毘羅大權現者、即天竺國王舍城鎭守神也、見于揃一阿含經及大寶積經矣、相傳、大寶元年十月十日寅時、有一竿旗、從晴空下來、墜那珂郡榎井地、名其山曰象頭山、其旗下垂、立祠曰旗宮云、其後靈德四方達、長保三年、藤原實秋奉勅、拜此祠、擬是邦神祠、是此祠之權輿也、後經數十世、方寬永時、金光院主、有宥清法印者、曰吾是權現也、今其像在觀音殿、與慈容合其背、靈驗甚著矣、是以國守生駒侯、獻今田三百三拾石、及昭代高松源英公、請之、承台朝券文獻之、而後爲神領所、按此祠中世衰廢、從慶長中復昌云、口碑云、祠司有檍太夫松太夫者、與別當金光院爭其長、訟之邦君、邦君乃置二人、以爲三族、梟之於河邊、又聞之古老、祠廢長時、宇多津有藤太夫者、恩宥而請目、欲象山神祀之、其所言皆有應驗矣、是以使神祈禱者、其履遺戶外、後稱象山下、從是象山神威見於世云、然則檍太夫、松太夫、藤太夫之子乎、不曾與金光院爭、何如祈禱哉、至今宇多津有檍太夫金毘羅祠。○金毘羅名所圖會云、松尾寺金光院の本社大權現は祭神詳ならず、後堂金剛坊と云ふ法師の像を安置す、長三尺五寸、山伏の姿なり、凡三百年以前に院主寶遍といひし權化の人あり、滅後當山の守護神と爲れりとか。

象頭山　琴平の後嶺にして、大麻山の南峰なり、舊金毘羅別當金光院の號にして、山容象頭に似たるを以て、台名

したる也、今琴平山と改稱す。

自有修驗靈場、象頭山上善女歸、並稱一宿神靈前、馬尾嶋蠅不飛、　星巖

象頭山　秋溪

海上一千里、舟中十二時、擧舟占頭柳、携杖任所之、山形如大象、上有明神祠、飛鳥過脚下、行人度樹枝、依稀家山見、莫々夢遠思、

夜登象山　柳東

旅懷人貞夢欲偏、滿山靈氣不堪清、夜深天狗來休翼、十丈老杉掠有聲、

遊囊日錄云、至象頭山、以形名焉、兩邊刻肆如櫛、詣金毘羅祠、靈蹟神威、天下信之、然由神境府、是以懸矣、下山過神人劇場、擇其實、以靈才神者、予因役假神威、以誑已惡耶、可憎也。

按に、金毘羅は梵語名宮毘羅に「宮毘羅、翻威如王」と註せ、法苑珠林にも與起行經に「佛於耆闍崛山釋行、爲提婆達多、推岸石長六丈廣三丈、以擲佛頭、山神名金毘羅、以手接石」とあるを引き、著名なる印度神なり、三代物語に「象頭山、山形如象、南宮殿當北頭、故名焉、天竺有象頭、金毘羅神所住、因取其名、奉金毘羅神、松尾寺金光院主其事、本國傳向三千年矣」と云ひ、其垂迹權現を本邦の神祇に求め、三輪明神大物主又名大己貴、或は新羅明神（素盞嗚尊）とも曰へり、謂ゆる本地垂迹の理論に出でしもの也、然るに明治維新の際、本地垂迹（神佛混淆）を口實と爲し、之を抜かんと欲し、權現の名稱を停め、強いて神祇官號令して金刀比羅（又琴平）宮と爲す、却て神佛混淆の甚しきを致せり、其實此祠は佛典依據の異神にあらずと想へるに似たり、然りと雖金毘羅と三輪明神の相對は、山王權現と三輪明神の相對に比すべからず、天手鐵に「三輪明神の形勢威德、佛書の金毘羅と相似たる故混合す」と論ずるは、原本木を側にしたる言なり、此松尾寺の佛法守護神は固より佛典に出でし印度神なり、而も之を以三輪明神と混ずるは、本地垂迹の理論也、而て近年に至り更に主張して印度神に非ずと爲すは、是れ神佛の分離を欲して、彌々神佛の混淆を大成したる者也。

讚尻云、金毘羅神は其像僧形にて、いとすさまじき面顏にて、山伏頭巾を蒙り、手に羽扇を取る、藥師十二將の像とは甚だ異なりとかや、其靈驗靈の著に於ける如く、國人はさらなり、四國九州是を敬せずといふことなし、船の海路に迷ふ時、此神を念じ着岸を祈れば、暗夜必一團の火現れ、其消ゆるを待ち、碇を下し舟をかけ待るとかや、暴風には船の帆柱を獻ずべき由を願ふとかや。

金毘羅大權現者、爲讚岐國所在之一社、不在于他、彌依御崇信、宜爲勅願所、奉祈天下安全寶祚延長者、依天氣執達如件、

寶曆十年五月二十日　右中將

金光院權僧正御房（本社所藏）

又按に、讚州白峯の天狗は謠曲に見ゆれば、足利季世に己に著る、象頭山の金毘羅は更に其後世に著れたり、而も其船頭水主の歸敬を得しより、威靈神驗忽にして四方に傳播す、蓋世俗の信仰は金毘羅を視ると天狗に同じ、抑此地の形勢、內海の往來の要津にあたり、鹽飽七島は其民最操舟を善くし、遠國遠海に航行す、此神にして此形勝の地に居り、此航走の民を得、其盛大を致せる亦偶然にあらず、且慶安元年金光(コンクワウ)院は國主の管治を離れ、江戸幕府の直隸と爲り、社領三百三十石の寄田及び山林は朱印狀を給與せらる、是の一事又社僧の權力を加へ、山內の繁昌四方の歸信を招きしごとし。

（金光院址）

（松尾）

「奉寄進　子松莊松尾釋迦堂免田賦の事

合陸段者

右件於免田職者、天長地久、御願圓滿、殊者爲本家御家地頭預所、安穩泰平故也、[illegible]件

康安二年壬寅四月十五日　預所[illegible]」

（松尾寺）

「奉寄進　松尾寺不斷香免田之事

合二段者　在坪六條九里四坪、[illegible]

右件於免田職者、爲金輪聖皇天長地久、殊者[illegible]家繁榮預所沙汰人、御息災延命增長福壽、現世安穩後生善所、社內門徒諸人快樂故也、仍永知之旨、奉寄進如件

康安歲次辛丑之年十一月十八日

預所代官　賴景花押」

「奉寄進　松尾寺金毘羅堂免田之事

合一段者　在坪六條八里廿五坪、但本無足未重

名內

右件於金毘羅堂免田者、爲金輪聖王天長地久御願圓滿、殊者領家地頭莊官沙汰人諸人快樂故也、仍永知狀如件

貞治元年壬寅三月十八日

新莊御方預所代官　賴景」

以上の古文書に根本本尊は松尾釋迦堂と云ひ、其の寺を松尾寺と呼べること明かなるべく、又松尾寺中別に金毘羅堂のありしことをも知るに足るべし、さて本尊釋迦佛を安置する松尾寺中、何故に金毘羅堂を設けるかと云ふに、大寶積經の中に金毘羅天童子授記品と云ふが、藥叉衆會の部に說き示しあり、これに依れば釋迦が外道退治法敵降伏の奇瑞を現す時には、常に空中に金毘羅天童子と云ふ大夜叉像を出現せしむる事ありて、其の猛勇なる金毘羅天童子は、釋迦の法律より種々に權現すると云へる文句あるより、之を鎭守として奉祀せるものと知るべきなり。（讚岐新聞）

櫛(クシ)無(ナシ)鄕

和名抄、那珂郡櫛梨鄕、訓久之奈之。○今象(ゾウ)鄕村是なり、大字櫛梨存し、子松鄕の北に接

す、延喜式櫛梨神社此に在り。

島津上總入道々[illegible]言上、本領讃岐國櫛無保、中國大將細川殿近年押領段、被停止、全知行、彌成軍忠間事、副進一通　讃岐國櫛無保御下文、貞應二年九月十日、（下略）（島津文書）

櫛梨川（クシナシ）　萬濃池を源頭とし、西北流、琴平町を過ぎ、丸龜市の西に至り海に入る、長五里、一名金藏寺川と曰ふ、櫛梨神社の說に「昔神櫛命勅を奉て、大魚を討たまはむとて、土左國より讃岐國に移りたまふ時、御船此山に泊て給ふ」と曰へり、櫛梨とは神櫛王の功德に依り、即酒戌（クシナシ）の義なるべし、神社名より郷名を引き起したる也。（姓氏錄考證）櫛梨社域内に總社明神もあり。（西讃府志）（本朝高僧傳に、宥範は櫛梨郷の人なり、新善光寺にて剃髮す、曆應、比善通寺を修理すと曰へり、善光寺今存す。

高篠郷（タカシノ）　和名抄、那珂郡高篠郷、訓多加之乃（今高篠村存す、櫛無郷の東に接す、土器川の西畔に在り。

垂水郷（タルミ）　和名抄、那珂郡垂水郷、訓多留美。○今垂水村、與北（ヨキタ）村是なり、櫛無高篠二郷の北に接す、土器川の西畔に在り、○嘉元御領目錄に、垂水郷如來壽院料と注せらる。

郡家郷（グウケ）　和名抄、那珂郡郡家郷。○與北村の北に郡家村存す、西は喜德郷に至る、土器川の西畔に在り。○嘉元御領目錄に、郡家郷前右[illegible]氏[illegible]と注せらる。

喜德郷（キトク）　和名抄、那珂郡喜德郷（今龍川（タツカハ）村に大字木德存す、櫛無川の畔に在り、金倉郷の南とす、喜德と云は例なき郷名なり、何の義にや、昔は金倉（カナクラ）郷の中なりし歟。

金藏寺（コンザウ）　今龍川村に屬す、櫛無川の西畔に在り、門前民家小市を成し、琴平鐵道の東驛なり、多度津の東南一里、此寺は智證大師誕生の古跡にして、弘法大師の善通寺に比すべし、鷄足山寶幢院と稱し、堂宇嚴然、天台宗寺門派の古藍なり。（天台座主記云、圓珍和尚、諡號智證大師、號千手院、治山二十三年、讃岐國那珂郡金倉郷人、和氣氏、母佐伯氏、空海阿闍梨姪也、又三井園城寺々祖、天長十年度牒云、讃岐國那珂郡金倉郷、戸主因支首宅成、戸口同姓廣雄、□□骨根□云々（按に因支は因支の誤なり、多度郡稲木參考すへし）金藏寺史云、金藏寺舊號道善寺、世稱是門（タウモンダウ）堂、應安年中、高松藩主加修理、領寺祿三十石。）

金倉郷（カナクラ）　和名抄、那珂郡金倉郷。○今六郷（ロクガウ）村是なり、大字金倉之に屬す、丸龜市の西南、櫛無川の東畔に在り、上金倉に平尾塚比貴塚と云ふ二古墳あり、下金倉を中津（ナカツ）とも稱す、謂ゆる中水門なるべし、近世其濱に鹽田を開く。（西讃府志）○智證大師傳云、天台座主、少僧都圓珍、姓和氣氏金倉郷人也、父諱宅成、母佐伯氏、空海之姪也　按に金藏寺の說に、圓珍和氣道善の子と云へり、三井寺本和氣系圖には「宅成、後得度、僧仁德」とあり。

（中津）

柞原郷（クヌハラ）　和名抄、那珂郡柞原郷（按に和名抄の原は柞原の誤なり、今南（ミナミ）村に大字柞原存す、郡家郷の北、金倉郷の東、柞を久奴と訓むは、新撰字鏡に櫟を久奴木と注し、櫟と柞も古人往々相通して使用したるごとし、和訓栞に柞は楢に同し、詩疏に「秦人謂柞爲櫟」とありと注せり。○山北（ヤマキタ）八幡宮は、今南村に屬す、此社は慶長年中、生駒一正丸龜築城の時、彼城山の北より住民と共に此に移し、社田六十石を寄進せる也。

（山北）

田村（タムラ）　今山北柞原と合せ、南村と改稱す、丸龜市の南部なり。（田村城址、今秋山屋舗とよべり、相傳へ秋山土佐守泰忠居れりと云、秋山系圖に、秋山太郎光朝の二男、左兵衞尉光季、弘安元年、甲斐國青島より當國に來り、高瀨、葛原、柞原、飯田、坂本、前田、服部等の諸郷を領せり、光季の三男、彌三郎朝忠、々々の子孫二郎泰忠、一寺を那珂郡田村に建つといへり、按に古城記に「秋山泰忠は甲斐國の人なり、明應二癸丑年、當國に來り、此邑を居城とす」とあり、泰忠明應の比の人にては、系圖并に法華寺の記と合はず、故に取らず。（西讃府志）

丸龜（マルカメ）　今丸龜市と曰ふ、北西は海に枕し、東は土器川を帶にし、城山（シロヤマ）南に在り、人口二萬、讃州第二の都會とす、丸龜兵營は城中に置かれ、讃阿二州の衞所たり。○六八洲游記云、丸龜城、慶長七年、生駒親政所築、據山爲城、其址却出高松上、城樓森鬱、壕開露石壁、其下有市街、埠頭在其北、距城可十町、海岸築二埭、突出海中、如雙脚。（丸龜、埠頭は湛甫（タンポ）と稱す、文化三年築成す、其市街を福島と云ふ）

丸龜舟中　　後藤春岬

江北江南七十程、大船快櫓夜三更、校壇撼波潮月、身在金商背上行、

玄要寺（ゲンエウ）　丸龜城の東に在り、致仕京極氏の香火院なり、臨濟宗、万治年中、京極刑部少輔高和始封の初め之を建て寺祿二百石を充てたる伽藍とぞ、泰雲山と號す、日蓮宗宗泉寺亦名藍とす。

丸龜城（マルカメ）　今毀損すと雖、更に兵營を置かれ、仍鎭所たり、丸龜市の南偏に在り。慶長寬永の間、全州生駒氏の領有の比創築、高松の支鎭とす、（慶長二年創築とつたへり舊稱丸龜山）寬永十七年、山崎甲斐守家治本城に封せられ、五万三千石を食す、三世嗣絕え、萬治元年、京極高和之に代り、那珂郡の少部と多度三野豐田三郡五万石、及び播州龍下一万石の地を管治す、王政維新廢藩に歸す。（丸龜兵營の一部は、今善通寺村に新築す）

（丸龜兵營）

智多郷

和名抄、那珂郡智多郷。○今丸亀市の地にや（今国史）官社名義ふ、延喜三代格、元慶三年、那珂郡十郷とありて、和名抄には十一郷の名を録す、菅家文草に本郡八十九郷とあるを、和名抄九十郷に對校すれば、那珂郡に智多の一郷の附加せるを知るべし。

塩飽島

西讃岐の海上なる群島の總稱なり、東は槌ノ戸より西は三埼に至り、常航路の南北に散布す、今本島村、與島村、廣島村、佐柳島村、高見島村、粟島村の六とす、西北には別に備中に屬する神島の一群あり。○塩飽の本島は丸亀の北五海里許に在り、周囲四里、人口二千二百、笠島浦泊浦は東南岸の繋船所なり、牛島は本島の南一海里、方数町に過ぎずと雖、民戸あり。（以上本島）與島は東一海里、櫃石島は與島の北二海里、児島郡の下津井港に接近す、瀬居島は與島の南東二海里餘、阿野郡乃生埼に接近す、沙彌島は瀬居島の西二海里に在り、此数島皆方数町に満たずと雖、附屬の岩嶼甚多く、漁家数十戸あり。（以上與島）廣島は本島の西廿三町、周回四里廿四町、人口一千。手島は廣島の西北二十町、周回二里半、人口五百、其西南傍に小手島あり。（以上廣島）佐柳島は廣島の西少南三海里に在り、周回一里半、人口一千六百、高見島は廣島の南二海里半、周回二里、人口八百。粟島は高見の西南二海里、奇形、三叉状を成し、戸数二百、三埼の東に當る、此粟島は今三野郡の所管とす。

（粟島）

塩飽瀬戸

與島燧灘の下より、牛島高見島を南に視て、武島（備中神島群嶼の東南）に向ふて進むと、凡十六七海里の航程を曰ふなり。水路志云、塩飽瀬戸と云ふは瀬戸内の常航路中、塩飽諸島の間の捷徑を曰ふ、凡播磨灘より備讃海峡に入らむには、小豆島の南角地蔵埼と、讃岐の大串埼との間の中央に向き、夫より潮流を加減して、北西に轉じ、南岸く男木島の北方約半海里の處に向き、是より針路西微南に取り、大槌島と小槌島との中央に進み、塩飽諸島間に入り、三埼に至り針路更に轉する所あり。

本島

塩飽の諸島の元本の島村なり。土俗塩飽七島と號すれど、指す所詳ならず唯大數を稱ふる者ならん。圓光大師繪傳に塩飽莊と云ふは島嶼の地を指すにや、又は讃州の陸地別に塩飽莊を建てられしや、今確知し難し、同書云、承元元年、聖人配所へ赴き給ふとて、三月十六日都を分出て、已に其配所は土佐國とさためられけれども讃岐國塩飽の庄は、御領なりければ、月輪の禪定殿下御沙汰にて、ひそかに彼の所へと移し奉られける、かの庄の預主駿河守高階時遠入道西仁がたちに寄宿したまふ、近國遠郡上下の傍庄隣郷の若群集して、世尊のごとくに歸敬したてまつりけり。南海治亂記云、塩飽島は備前讃岐の間に在りと雖、是れ讃州阿野郡に屬す、海路の衝に當て、上古の君主も此島を捨たまはず、神武帝東征の時吉備の高島に停りたまふと三年にして、中國南海の兵を撰め、浪速におきたまふ、是塩飽の要地に依たまふ故也、十二代景行天皇の時に當て、備讃亂を作す、倭武尊をして西征せしめ玉ふ、其時塩飽の海表に惡神ありて、西州の客船を惱し、海上の往來を絶つ、尊即是を退治し、行客の愁を救ひ給ふ、謂ゆる吉備穴濟の賊を平けたまふと云は是也、又八十一代安德天皇は、讃岐屋島に皇居し給ふ時、左馬頭平行盛をして此海路を保たしめ、東兵を拒む、其後は武家の世となり、讃岐香河郡同藤左衛門尉家資諸島に兵士を遣して之を守る、高原、宮本、吉田、赤尾の諸黨是也、又足利將軍の時、塩飽の島民は細川管領家に屬し、徭役を勤め、又大内家に就て、大明渡海の勘合を領し、商船の舟を出して、交易を利せしむ、宮本某は此に從事し、貿易を爲したり、天文弘治の比、能島村上家に會合ひ、明國へ入り合戰し、武勇を異朝の記錄に遺す、近世太閤九州征伐の時、塩飽の兵士舟を率ゐて召出され、其の後高麗陣起り、運輸の用に供し、其勤の功料を給せられて、島中大に繁昌したり。○海運記云、寛文の比河村瑞賢北海の漕運を開くや、衆を早くして行く、北運の海路風波險惡なる、東海の比にあらず、乗夫は専らく北海の風潮に習慣するものを雇募するを要す、讃岐の塩飽、直島、備前の日比浦、攝津の傳法、河邊、脇濱等の船隻の如き皆宜用すべし、塩飽の船隻特に完牢精好他州の及ぶべきにあらず、其島民も又淳樸なり、宜しく特に多く之を取るべしと、遂に以て功を成せり。○按に我國の海神は住吉大神たること、古史に顯々たり、近世に及び、船戸水主の金毘羅神を祈念するは、是塩飽多度津の習俗、延いて四方に廣まれるならん、是れ近世海運の術、塩飽の人を以て最精と稱し、諸州之に依倣せるに因る歟。

與島

常航路の北側にして、櫃瀬戸の西五海里許、其南側鍋島と名くる岩嶼上に、燈臺を設置す、燈高八十五呎、光達十五里、鍋島燈臺と稱す。

（鍋島）

狭岑島

今沙彌に作る、常航路の南側、宇多津の陸岸より二海里、長十町横三町許の孤洲なれど、人家多し、醍醐寺理源大師（聖寶僧正）の誕生地とぞ、萬葉集に「讃岐狭岑島視石中死人」と題する柿本人麿の歌を載せ、

をちこちの島はおほけど、名くはし狭岑の島の、荒礒わにいほりて見れば、浪の音の茂き濱邊に云々、

妻もあらば採りてたけまし佐美乃山野の上のうはぎ過ぎにけらずや。

（沙彌島）

廣島

塩飽群嶼中の最大島とす。水路志云、塩飽の本島と廣島の中間は（二海里に近し）島嶼推充之を塡塞す、南濱に江の浦と稱する小灣あり、村落散在す、江の浦は内海を航通する諸船舶の爲に、便利の一錨地にして、通例夜泊地として之を選用す。

佐柳島（サヤギ） 舊佐嶋島と云ふ、鹿苑院殿嚴島詣記に見ゆ、曰く「歟津より三里（按に今十海里餘を隔つ、三里と云ふは疑はし）こぎて、さなきといふ所に、雨風はげしく波いと高かりしかば、此浦わに御泊あり、いかりおろしたる舟ども、夜すがらたゆたふさま、心ぼそかりき、

名にしおはばさてしもあらで浦風のさなぎはなどか瀾しかるらん」。

「聞說域北、望島嶼相連、蓋諸七島是也、其實有十餘島、凡地以數呼者、世多加增其數、此獨省約者何哉、島有民居、村里大小不等、租稅賦役悉除之、以恣民所資、使其慣操舟、萬一有事、爲徵而用之也、自豐臣氏然也（西遊八年有方錄）」

しはくふねかよ、君まては、櫓をおさへてなかりおかこつや、ヤヤアにや茶屋やアにや、アヽに茶うろヲに〳〵チャン〳〵チャく塩ふねかよ、君待ば、櫓をおさへて名乘おかヽや、ヤアヽに、多度津舟かよ、君待ば、櫓をおさへて名乘おかつや、ヤア、茶屋や、アに茶うろヲに〳〵チャンチャヤ。

多度郡（タド）

那珂郡の西、三野郡の北、本州の最小郡なり、面積三方里餘、大麻鄕弘川、左右、大麻山、天霧山の北麓を境域とす、今多度津町外九村に分つ。和名抄、多度郡七鄕に分つ、續紀、延暦八年の條に多度の郡名初出す、正保圖に多度に作る、古高一万五千石。

三代實錄、貞觀三年、正三位大納言伴宿禰善男奏言、多度郡人、書博士正六位下佐伯直豐雄款云、先祖大伴健日連公、子室屋大連公之第一男、御物宿禰之胤、倭胡連公允恭天皇御世、始任讃岐國造、倭胡連公、是豐雄等之別祖也、孝德天皇御世、國造之號永從停止、同族玄蕃頭佐伯宿禰眞持等、貫附京兆、賜姓宿禰、而田公之門、猶未得預、謹檢案內、眞持等之興、只由實慧道雄兩大法師、是佛大法師等、並大僧正空海大法師所成長也、而田公是大僧正父也、今大僧都眞雅、幸同時來、久持加護、比從兩大師、勾知高下、聽許、奈何先門之民、頓隔往時、悲歎良多、謹正豐雄等之例、特蒙改姓改居、善男等検家記、事不虛、從之（此佐伯氏は佐伯氏録に因りて、當國配置の俘囚の長なりしを想ふへし、延喜式に當國俘囚料一万束と載す）多度の名義詳ならず、伊勢に多度山あり、美濃に連亘する嶺名とす、西讃府志に是れ田所なるべし、南海流浪記に多度郡田所入道てふ人あれば之を論ず、然れども田所てふ職名は中世國郡の一吏務にて、南海道記にも見ゆ、必しも此郡にのみ之を見るにあらず、但し田所は古音多度と相通ず、故に田所なるべしと云ふも妨なし。

三井鄕（ミヰ） 和名抄、多度郡三井鄕（今多度津町、白方（シラカタ）村西白方村是なり、西白方村に三井（ミツヰ）の大字あり、記鄕の西北白濱の地、延喜式に眞井に作る、河内（阿野郡（井府中）作田、萱田鄕）流に開き田へり、當程符合す、然は三加ゝ似たる字なれば、下略して假りたる歟、他に類例なき假字とす、後考を待つ。

多度津（タドツ） 今多度津町と云ふ、戶數一千二百、一大港灣也、琴平に出入、高松丸龜の二市より來し、鐵道は東丸龜高松に通じ、南琴平に通じ、運輸の要地なり、多度津は往昔香川氏居城の時、香川氏之に據り、多度三野豐田三郡を領有せり、其祖香川兵部少輔景房は（鎌倉平氏景政の後裔八郎と稱す）細川頼之に從ひ戰功あり此に封せらる、天霧山を要害と爲し、後香川元景に至り、天正三年、長曾我部氏に降附す、（南海治亂記）全讃史云、多度津は、貞治二年、香川兵部少輔景房封を三野多度豐田三郡に受く、當國管領細川氏に便を以て、此地に城を營せしより、天正年中迄に百餘年住居の地なれば、今に至るまで民屋繁昌せり、文政七八年より丸龜の支封京極氏陣屋を營せり、一万石高なり、（多度津の京極氏は、元祿十五年に分祿したれど、文政中まで城塞なし）（多度津は瀨戸内航走の帆船の好みて經由したる港灣なり、鹿苑院殿嚴島詣記に、

讃岐國にもなりぬ、やつまと云島あり、此島は人の家のつまむきに似たる故いふとなり、二面（フタオモテ）といふこしまも侍り、松かえなどおひたり、なぞやこのてかしはのなかるらむと覺ゆ、おひ風ことの外にはげしくて、たゞつといひて、うたつより南なる浦に、御舟をよせて、あからせ給ふ、御むかへとて馬はあれども、かちよりなぎさのひかたにそひて、あゆませ給ひて、いさゝかなる山路を越させ給ひて、うたつに入いらせ給ふ二里はかりあゆませ給ひけり。

又維新史料に、

文久四年六月、長州の三家老上京し、七月に至り、毛利長門守は世子定廣を奉し、海路上京す、十四日三田尻發船、十五日[illegible]泊、十七日花表瀨戸を過ぎ、十八日多度津へ入港、十九日滯泊、廿一日多度津に至る、乃京師去十九日の變事を聞く、廿二日急に舟を廻し、島陵に泊し、廿三日御手洗へ着

と曰ふごとき、帆船の航程を見るべき一例とす。

西讃府志云、香川氏は鎌倉平氏景政の五世孫、高經を先祖とす、高經相模國香川庄に移り居れり、因て香川と稱す、經高の子三郎經景、承久の役に功あり、所領多く賜はり、子孫分れて安藝と讃岐とに居れり、其讃岐に居る者を、刑部大輔景則と云、時に多度、三野、豐田等の三郡は、託間氏の領せしを、託間氏絶て嗣者なかりしかば細川氏乃て是を景則に賜ふ、是に於て城を多度津に築て居れり、此地寇を防くに便ならぬを以て、牙城を雨霧山に築き、事ある時はこゝに籠る、景則の子景明肥前守と稱す、剛勇にして智略あり、兵祿年中、奈良、香西、安富等の諸氏と同く、四天王と稱せらる、景明の子元景兵

部少輔と稱す、常に京師に在りて管領の事を行ふ、元景の子之景中務と稱す、天文廿一年、三好豐前守細川氏を伐ち、内外の諸將を從へんとす、十河氏を始め、安富、寒川、香西等の諸將皆從ひしかど、之景獨り毛利氏に附んとして肯はざりしかば、永祿元年、豐前守來伐、之景和を乞ふ、天正四年之景三好入道に背きに因り、織田氏に通ず、乃偏諱を賜り信景と改名す、已にして土佐の長曾我部と和し、家を長曾我部親和に讓る、親政香川氏を嗣り、其家督を管しゝが、長曾我部削封の後土佐に歸り、香川氏遂に絶ゆ、今按に香川氏の世系、諸書記する所異同多し、今年紀により考へ定めて、かくついでたり、御遺見集中内侍に「由來城主、香川景[illegible]、同行景、同年景四代にして信景[illegible]」とあるも、四代の末といふは景則香川元景の四代を誤り傳へしなるべし、又三好氏の時[illegible]しを、多くは元景の時のこととす、今考ふるに、[illegible]元年[illegible]付[illegible]の府狀に、之景としるし、又天文十九年吉原村萬福寺の棟札の箱に、平之景と見ゆ、されば元景の時に非ざること明なり、さて香川氏の系圖今世に傳ふるは、いづれも桓武[illegible]數世の孫香川[illegible]昌と云あり、[illegible]を[illegible]原に[illegible]きて居れり、[illegible]して[illegible]に至り、始て氏を香川とす、數世を歷て[illegible]に至るとあり、されど南海治亂記、[illegible]仁武鑑、[illegible]家[illegible]によるに景政の後とせり、又萬福寺の棟札に平と記せるなど思ふに、彼系圖疑ひなきに非ず。

西讃府志云、多度津の鎭守白鳥神社は、古瀬督明神と云ひ、海上守護の神なりとて、浦人島人今に來り詣る者多し、金毘羅の祭川神事を行ふ祠も、此津に在り。

白方（シラカタ）

多度津の南を白方村と云ふ、其海を屏風浦又筆（フデノ）海など號す、天霧山其南に峙立す、海岸寺此浦に在り、弘法大師の舊蹟と稱す、

（海岸寺）全讃史云、文化中、海岸寺（カイガン）以北地謂屏風浦、又有大師遺跡之靈石、曰[illegible]手八幡、曰大師氏時、與善通寺俱云大師誕生所、謂之於鶴、宣稱大師修學所云々、

官社考證云、三代實錄、貞觀六年、讃岐國加[illegible]良津神授位の事あり、天曆四年善通寺所司解狀にも、[illegible]津市と見ゆ、今海岸寺の毎年七月の市を土人[illegible]津市と呼び、寺の西なる濱を特に加津良（カツラフ）と字し、松林中に小祠三座あり、一宮二宮三宮と號す

（津島）

天霧山（アマギリ）

白方村の南に聳え、彌谷（ミコク）山と相連る、山中に香川氏の城址あり、（多度津參看）一書に万葉集の「天霧らひかた吹くらし水莖の岡の水門に波立渡る」又た木集の「水莖の岡の湊の波よりも筆の海てふ名にや立ちん」などあるは此地の事にて、天霧山の丘を水莖と云へるにや、筆海の名も存すと曰ふ、然れども万葉集の古歌は筑前の事にて、筆海は筆山に因みて命したる名ならん、筆山は天霧山の東、同嶺にして異峰なり、

三教指歸に空海の言へる

頃日間、[illegible]、於南閻浮提、陽谷輪王所化之下、玉藻所歸之島、櫲樟蔽日之浦、云々

は此岸を指す、玉藻所歸とは「たまもより」と訓み、讃岐の古名玉藻寺と相近し、善通寺には吾寺を玉藻と云ひ、海岸寺には屏風浦の一名を蔽日と稱すとつたふ。

吉原郷（ヨシハラ）

和名抄、多度郡吉原郷、訓與之波良（今吉原村是なり、三井郷の南、天霧山の東に當る、我拜師山在り、

我拜師山（ワカハイシ）

（筆山）（曼陀羅寺）吉原村の嶺にして、今筆山（フデノヤマ）とも稱し、曼陀羅（マンダラ）寺あり、弘法の行道所とて、世に名高し、又出釋迦（シュッシャカ）寺と號す。按に我拜師は若林（ワカハヤシ）の義なるを、大師の行道に因みて、緣起を作爲したるならん、此寺の緣起は、山家集云、

曼陀羅寺の行道（ギヤウダウ）どころへのぼるは世の大事にて、手をたてたるやうなり、大師の經かきてうづませおはしましたる山の嶺なり、ほうのそとは一丈ばかりなる、だんつきてしまはしけると申傳へたり、めぐり行道すべきやうに、だんも二重につきまはされたり、のぼる程のあやうさことに大事なり、かまへてはひまはりつきて「めぐりあはむとの契ぞたのもしき淋しき山の誓ひ見るにも」やがてそれの上は、大師の御師にあひまゐらせさせおはしましたる嶺なり、わがはいしの山とは申すなり、その邊の人はわかいしとぞ申ならひたる、山もじをばすてて申さず、又ふでの山ともなづけたり、とほくて見れば筆に似て、まろまろと山の嶺のさきのとがりたるやうなるを、申ならはしたるなめり、嶺に參りたれば、師にあはせおはしましたる所のしるしに、たふをたておはしましたりけり、たふの石ずゑはかりなくおほきなり、高野の大塔ばかりなりける、たふのあとと見ゆ、ふでの山といふ名につきて「筆の山かきのぼりても見つる哉苔のしたなる岩のけしきを」

（出釋迦寺）西讃府志云、曼陀羅寺は延命院と號す、相傳ふ本寺は佐伯氏の氏寺なりしを、空海の時、本佐藤師を本尊とし、又曼荼羅を納む、因て曼荼羅寺の名あり、延果、延喜、仁海、眞保等の碩德は皆此に勤行せり、仁海の時此寺の寺籍を京都の小野隨心院へ移す、本寺宇は延寶年中再造す。（善通寺を參看）

葛原郷（カツラハラ）

和名抄、多度郡葛原郷、訓加都良波良（今葛原村と改む、大字葛原存す、三井郷の東にして、柳梁川の西に傍ふ。○葛原は舊名藤原と曰へり、續紀延暦八年の條に、本多度郡藤原[illegible]として、是より先き「天平寶字元年、勅、自今以後、改藤原部姓、爲久須波良部」とあれば、其頃藤原郷を葛原郷に改めしならん。

堀江（ホリエ）

今葛原村の大字にて、多度津の北に接す、南海流浪記に、堀江津とある港は即此なり、又此を内海とも云

ひ、鴨の社領なりしにや、同社舊記、寛治四年御厨九所の一を讃岐國内海と稱せ、今堀江の東に鴨てふ大字遺り、鴨大神を祭る。

良田郷（ロシタ）

（稲木）（因支）

和名抄、多度郡良田郷、訓奥之多。○今吉田村存す、葛原郷の南、仲村郷の東に在り、此村に大字稲木（イナキ）あり、昔の因支首の居れる地ならん、

三代實錄、貞觀八年、讃岐國那珂郡人、因支首秋主、同道麻呂、多度郡人、因支首純雄等九人、賜姓和氣公、其先武國凝別皇子之苗裔也。この因支ハイナキと訓む、吉田の大字稲木は即因支氏の故里とす、因支首の事は三井寺の圓珍大師の和氣系圖にも見え、武國凝別皇子の十三世孫を道麻呂とす、

道万呂――宅成――子宅成在度也、曾圓珍、
次、福雄

「左辯官下　讃岐國善通寺　[illegible]、備法[illegible]、且鎮護國家、停止大宰會役夫工造内裏以下、但例臨時雜宜事、大小國役國使入勘、幷別當坊、爲當寺金堂法華兩堂領、當國良田郷事

四至　東限金倉寺新免郷圖通　南限生野郷界　西限善通寺本寺領境　北限葛原郷堺

右彼寺無狀偁、當寺者功徳大願善通之建立、弘法大師誕生之靈地也、（中畧）因茲奉爲先皇御菩提、以當郷内金倉寺新免之殘、停止國衙之入部、被寄附此兩堂、院宣嚴重也、（中畧）凡同郷内東寄田畠荒野三十餘町者、雖爲國領、去文永五年始被付智證大師生所金倉寺之剗、被下宣旨畢云々、（弘安四年）」（續左丞抄）

仲村郷（ナカムラ）

和名抄、多度郡仲村郷、訓奈加無良、○今弘田郷と合同して筆岡村と改む、筆山の東麓に在れば也。

弘田郷（ヒロタ）

和名抄、多度郡弘田郷、訓比路多　○今仲村郷と合同して筆岡村と改む、吉原郷の東に接し、筆山の麓なり。

讃岐國善通寺領、同國弘田郷事、故香川美作入道、任號代官、年貢未濟之間、令改易處、同帶刀左衛門尉、號掌未休云々、太無謂、所詮不日退彼妨、可致全所務之由、所仰下也、仍執達如件

文明六年三月　　大和守　　和泉守　　在判

隨心院執掌（續左丞抄）

雲氣神社（クモケ）

全讃史云、延喜式多度郡小祀、今在弘田村、三代實錄、貞觀元年、授位列于官社、中古廢矣、天明年中、九條侯更下命、建祠、甲山（カフサン）寺主之。○官社考證云、雲氣神社は寶曆四年京師家より再建られたるが、弘田郷弘田村にあり、或說に琴平山に坐す金刀比羅神社ならむとも云へり、此社號、中古金毘羅權現、かつ山の名を象頭山と云ひしを、明治元年七月かく改め給へり、生駒記網目等に「金毘羅權現は讃州二十四社の内、多度郡雲氣神社とあり、蓋此社なるべし、象頭山は總名を大麻山と云ふ、東北は今も大麻山といひて、大麻神社あり、西は麻村と云ふ、麻部神社あり、此山の形象の如く成るを以て山號とす、然るに常に雲霧覆ふ、是を以て見れば雲氣神社と云ふならむ」云々、雲氣といふ社號によれば、弘田の如き何となき田野に有るべしと思はれず、然れども確かなる證もなければ定め難し。

善通寺（ゼンツウジ）

（有岡）

麻野村の西、有岡（アリヲカ）に在り、有岡今善通寺村と改む、此地は弘法大師の誕生所にして、其遺址を傳ふるが爲め、寺塔壯大なり、門前は驛を成し參詣の客を迎ふ、多度郡の東二里、琴平の西一里、鐵道の便あり。○近時此村里に丸龜師團の屋舍を建置せらる。

續左丞抄云、承元三年關宣曰、善通寺者、弘法大師降誕之靈地、佐伯善通建立之道場也、早傳上乘之□□、多宿數百歲之簡作、斯處有大師之御影、是則習平生之眞筆也、方今宿[illegible]之所爲、寄于當州、偏國衙奉請能於郷落、肅拜而增信力於蘋府、因茲早停上皇之勅旨、奉送賀[illegible]之梵字、累以鐘[illegible]、寄以田畝云々、及寬喜元年左辨官符曰、

應永停止、國衙濫妨、爲東寺領、附屬僧正隆嚴門跡、領掌讃岐國多度郡、善通曼荼羅兩寺事

右得東寺所司等解狀偁、謹考舊貫、善通寺者弘法大師御誕生之靈地也、安藥師自造立藥師佛像、而安置彼寺、手書寫金光明勝王經、而奉祈國家、加以殊振五筆之勢、令書四面之額、及曼荼羅院者、大師入唐歸朝之後、加立眞言三密之仁祠、安置自身作七躰之佛容、是以爲鎮護國家、永限未來際、寄付當伽藍云々、

坂上大判事明宗以下加判善通寺々領目錄曰、

壹町　弘田郷領家職　善通寺修理料所　羽床郷
菅原村　誕生院領　生野郷内修理免　良田郷領
家職　樻無郷内保地頭職、

應安四年善通寺誕生院申狀案曰、阿州切幡寺、利生塔婆、爲六十六基之内、被供養之時、宥範導師勤仕、同善通寺塔婆、貞和年中被供養之時、重勤仕。

大師の生れさせ給ひたる所とて、めぐりしまはして、そのしるしの松の立てりけるを見て、

あはれなり同じ野山に立てる木のかゝるしるしの契ありとは（山家集）

讃岐善通寺にてよみ侍りける、

高野山その流を契りきて此にも同じ月やすむらむ（新續古今）

誕生院（タンジヤウ）

善通寺は大師の父名を善通（佐伯田公の法名なり）と曰へるに取ると、故に又誕生院と云ふ、佐伯氏の氏寺なり、暦應年中宥範闍梨中興し、近世元祿中重修す、寺境廣濶にして、堂宇壯麗なり。寺門に入れは右に五層塔常行堂、左に積善功德塔、正面に金堂あり、更に左折し二王門に入れば影堂あり、護摩堂客殿庫裡之に附す、寛喜

二年の綸旨に「善通寺者、祖師相承之精舎我朝、遺五智之跡之在于此所」云々と見ゆ（名勝地志）全讃史云、善通寺、在吉田村、號屏風浦、其地有五岳山、（大麻山也）左有甲山（天霧山也）後有五岳、是以大師降誕、而寓密教弘通之旨也、其大師立五岳於左側、曰一指善通寺地者、即名一佛淨土、

續日本後紀云、承和二年、大僧都傳灯大法師位、空海終紀伊國禪居、勅遣内舍人一人、弔法師、并施喪料、後太上天皇有弔書、曰、眞言洪匠、密教宗師、邦家憑其護持動植荷其擁護云々、法師者讃岐國多度郡人、俗姓佐伯直年十五、就舅從五位下阿刀宿禰大足、讀習文書、十八遊學槐市云々。〇元亨釋書云、釋空海姓佐伯氏、父田公、母阿刀氏、夢梵僧入懷、而有娠、寶龜五年生焉。〇仁治四年、南海流浪記云、善通寺に詣て、大師御塔巡禮す、金堂は二階七間也、青龍寺の金堂を被摸て、二階に各々少引入りて、もこしあるが故、打見は四階大伽藍にて、大師御建立、今に現存せり、御作丈六藥師、三尊四天王像坐ます、塔婆作、後壁に又藥師三尊半出に埋作られたり、七間講堂は破壞、後今新造營、五間常行堂、同新造立、大師御建立三重寶塔現存せり、凡この善通寺の本は、四面各二町、其内種々堂舍寶塔、灌頂院、護摩堂、瓦重に刻銘せり、今は皆破壞して纔に礎石有之、抑善通寺は大師御先祖、俗名佐伯善通建立之、破壞之間大師修造建立之時、不改本號云、金堂之西有一直路、一町七段許、則自寺中到御誕生所之路也、參詣拜之、七重石塔有之、禮拜恭敬、留錫折腰、

我野山岩のむろ戸にすむ月のこの蔭より出にける哉、

また此にて西行上人の庵跡をたつね松の本にて、

取り置きて西へ行ける跡に來て昔も終る松の下哉。

天喜四年、善通寺所司解狀云、（東寺古文書）右寺者此弘法大師御先祖無止前跡也、遂成大行事、大麻大明神、雲氣明神、善立明神、熊津明神云々。東鑑云、安貞二年、被停止讃岐國善通寺領之地頭職、是以弘法大師御誕生之地、本佛則大師御自作、釋迦藥師像云々。　檜園西當所載、右山寺の空海度牒に、多度郡方田郷人と號す、方田と云ふこと詳ならず、善弘田の邊にて、善通寺は古彼郷の域内なりし也。

佐伯山うくひすの子のほとゝぎす古栖を聞と見てやいつらむ、　　顯冲

西行物語に、善通と申は弘法大師御誕生の砌、佛法流布の靈地なりければ、かしこに庵を結び、二三年作りける云々、又山家集に、大師のおはしましける御あたりの山に、庵結び住けるに、月いとあかくて海のかたくもりなく見え侍りければ、

くもりなき山にて海の月見れば島ぞ氷のたえ間なりける、

庵の前に松のたちけるを見て、

久に經て我後の世をとへよ松跡したふへき人もなき身ぞ。

生野郷（イカノ）

和名抄、多度郡生野郷、訓伊加乃。〇今麻野（アサノ）村是なり、吉田弘田二郷の南にして、子松郷（那珂郡琴平）の西北に在り、大字生野は麻野村に屬す、

續左丞抄云、

闕官　留守所　可早以生野郷内重光名、見作田陸町每年奉免善通寺御影堂事、云々、（承元三年）

闕官　留守所　可早以生野郷西畔、准善通寺領、所皆四至内、永停止殺生、以境内公田拾貳町、致彼寺修造事

四至　東限善通寺南大門作道　南限大麻山峰生野郷堺分　西限多度三野兩郡境鉾木路　北限善通寺領五岳山南麓大道云々。（寶治三年）

嘉元四年御領目錄に「讃分、讃岐國多度庄、道實昌正、寺町百石進善寺家、櫛無莊、吉田庄、當寺律師之法、北野當將用途千二百疋、生野郷重光名新清師臣」なと云へり。

大麻山（オホアササン）

麻野村大字大麻の西嶺にして、南に象頭山を隔起し、北は筆山、天霧山、弥谷山等に連旦し、讃岐中の最高峰なり、三代實錄、延喜式日本紀略等に載せる大麻（オホアサ）神社此に鎭坐す、枝に讃岐國にも大麻神社あり、此なる社を相同ふ所あるか。〇嘉元御領目錄に、大麻神を收め、領作則包知行と注せらる、東鑑に讃岐國御家人大麻藤太とあるは社領の下司なりしごとし。

三豐郡

三豐郡（ミトヨ）

明治三十一年、三野豐田二郡を合同して三豐の稱を建つ、一町三十二村、觀音寺町郡治所也（外に粟島の一村を管治す、鑑飽を見るべし）

多度那珂二郡の南、豐田郡の北、東は阿波三好郡に至る、大川郡の山脈西に走せ、海に入りて而御埼と爲る、三野郡は其構嶺の西傍の地域とす境界整正ならず、面積十二方里、今十九村に分ち、人口六万七千。

三野郷（ミノ）

和名抄、三野郡美乃と注し、七郷に分つ、續紀、寶龜二年、讃岐國三野郡人、丸部臣豐球、以私物養窮民廿人以上、賜爵二級、又播磨風土記には、讃岐國彌濤郷と載せたり、古高一万九千石。

西讃府志云、續紀曰、讃岐三野物部（ミノノモノヽベ）、又生駒記に三野四郎左衛門がいへることを記せる條に、私遠祖は神代の昔に見へ候三野物部にて、代々讃州に采地仕、元曆の八島合戰にも、兄弟五人義經公の御陣に隨ひ候と云々。

〇東鑑に、讃岐國御家人、三野三郎大夫高包、同首領（スリヤウ）

盛音等五人、平家に與き源氏方と爲ること見ゆ。

高瀬郷（タカセ）

和名抄、三野郡高瀬郷、訓多加世。○今上高瀬村、下高瀬村、大見（オホミ）村等是なり、此郷は勝間郷と共に一境を成し、新名川（シンミヤウカハ）の谷に在り、彌谷山大麻山、勝間七寶山等之を圍み、西編に海に向ふて開く。上高瀬は山麓にして、丸龜の南三里、觀音寺の北四里とす。（嘉元御領目錄に、高瀬郷を收めたり）

（上高瀬）

法華寺（ホツケ） 下高瀬村に在り、澁溝を前にして、峰巒を後にして、眺望佳なり、此寺日蓮宗、富士本門寺に屬す、正應年中、甲斐の人秋山土佐守泰忠、當國所々の知行を帶び日仙上人を招請し、那珂郡に開基し、此に移せりと、法華大坊と號し、近郡の名剎也、西南の山を七寶（シホ）と名づく。

（七寶山）

彌谷寺（イヤダニ） 大見（オホミ）村に屬す、上高瀬郷の西北境に在り、天霧山筆山と腹背を成し、海岸寺曼陀羅寺と相近し、岩石滿山、竪立横臥、而も皆佛像の形象を爲す、童謠に「此は出釋迦か、彌谷（ミコク）さまか、岩をつたへば皆ほとけ」とうたふとぞ。○全讚史云、彌谷山、連天霧嶺、岩窟雜攀、穿山爲佛廟、岩石多刻佛像、又刻普道和尚偈曰「門々不同八万四、爲蔵無明果業因、利劍即是彌陀號、一稱正念罪皆亡」字勢飛動、甚可賞也、此寺、自治以後、香川氏以爲香火院、有數世墳墓、香河氏失邑、寺亦衰。彌谷の岩石にほれる像は、佛像に似たるもあれど、中には卒都婆のごときあり、又大蔵の人形（ヒトカタ）のごときあり、玉勝間に是は上古の人形なりと云はれしも、理由あるか。

勝間郷（カツマ）

和名抄、三野郡勝間郷、訓加都萬。○今勝間村、麻村是れなり、高瀬郷の東南に接し、其南は高野郷と一嶺を隔つ、此村に威德院勝藏寺と云ふ眞言教剎あり、一名蓮とす。

麻（アサ） 今麻村と云ふ、大麻山の南麓にして、岩瀬池あり、即新名（シンミヤウ）川の源とす。西讃府志云、上麻村の城跡は近藤氏の居にて、天正年中、阿波の大西覺養逃れ来りて、此に據ると傳ふ、按ずるに諸家紋帳に、土佐の藤氏大平は近藤國平の末、又藤氏、近藤、讃岐、二宮、同麻などあり、麻とあるは是家なるべし、又後太平記に、享祿四年、細川高國に代りて天王寺にて討死せし近藤平六兵衛尉盛久と云人見えたり、是亦當國の人なれば、國久の父祖なるべし。

託間郷（タクマ）

和名抄、三野郡託間郷。○今託間村、仁尾（ニヲ）村、莊内（シヤウナイ）村、吉津村の四と爲る、高瀬郷の西、海中突進の一大岬角なり、長三里、幅平均一里許、託間吉津（ヨシツ）は北岸に、仁尾は南岸に、莊内は岬端に在り。三代實錄、貞觀七年、讃岐國託間牧を停むとあれば、本牛馬の牧場なり、中世託間氏あり、郷の土豪たり、嘉元御領目錄には、託間郷庶御方とあり、波打八幡宮を此郷の鎭守とす。

（吉津）

託間浦（タクマ） 今託間村と曰ふ、正慶元年、宗良親王（妙法院尊澄）此浦に配流せられ、暫く滞留したまへりと傳ふ。太平記云、妙法院は兵庫より備前國まで、陸路を經て、兒島吹上より舟に召て、讃岐國託間につかせ給ふ、海邊近き所なれば、磯打浪御身を侵し、漁海の隣すまひにして、漁歌牧笛の聲、蒹葭落月の秋の色、すべて耳にふれ眼に遮る事、哀を催し、御泪をそふるものならずと云ことなし云々。

箱御埼（ハコノミサキ）（箱浦） 本州の西角端にして、莊内村大字箱浦（ハコウラ）に屬す、備中國所屬の武島（ムシマ）と相對し、二海里餘を隔つ、鹽飽諸島は北東方に碁布し、武島最近接す。埼頭に海埼（ミサキ）明神の祠あり、此岬角は西北に向ひ、十三海里にして備後鞆津に達すへし、其間に武島幷に宇治島走島あり、鹿苑院殿嚴島詣記に、

鞆の浦の南にあたりて、宇治はしりなど云島あり、箱のみさきと云も侍り、

へだて行八重の鹽路の浦島や箱の御崎の名こそしるけれ

など曰へるは、實に正確の狀也。○水路志云、三埼は讃岐國の西北角にして、鹽飽瀬戸と備後灘とを分界す、即東方より航走し來る者、此に至り北して三原海峽、南して來島海峽、其分るゝ所なり、角上小山連亘漸起して、一二〇呎高まる所を紫雲天と曰ふ、此山は禿山にして、其頂上に一大閑樹あり、最顯著にして、鹽飽瀬戸の西口を示すの好目標なり、瀬戸內の潮信は、紀伊豐後の兩水道より進入するを以て、豐後水道には七時半を以て、佐賀關海峽を超え、其伊豫灘より安藝灘に至るは十時とす、即十二尺の最大潮昇を呈し、漸次に減しつゝ、備後灘に進入し、十二時を以て箱の三埼要島附近に達し、此に於て紀伊水道より來れる者と相會し、進行を止むと云ふ。

大濱（オホハマ） 今莊內（シヤウナイ）村と改む、船越八幡宮あり、其懸佛の背銘に「讃州三乃郡三崎庄、船越之八幡宮御寶前、奉懸御正體之事、（中略）康正元稔乙亥、十一月廿四日、大願主九部秦家敬白」とあり、九部は本郡の舊家なり。

仁尾（ニヲ）

（金光寺）

託間村の南を仁尾浦と曰ふ、今仁尾村と曰ひて、大邑なり、海中に大蔦小蔦と號する岩嶼あり。○全讃史云、妙見山、在仁保浦、多巨石怪岩、有妙見祠、旁石刻佛、金光寺（コンクワウ）、又在仁保浦、佛堂二層、與常寺大異、蓋存古制矣、因謂之、菅家文中有金光寺百講會、有懺詞、曰「三十日來草不青、今朝甫降惣神靈、何爲頂上重加頂、永獻仁王般若經」蓋此寺也。西讃府志、巡封隨秋云、仁保邑、其地市廓櫛比、街衢井布、北瀕于海、南東帶山、戶數千餘、豪賈富人多處、舟楫遊中石、石在海中五里、分爲大小二區、其大者高三丈、徑六七丈、頂上平坦、可布七十席、其小者纔容砥、不可種坐、蟹歩蛇行、纔抵其巓、其西爲蔦島、有大小二島、大島東隅有烏帽子石、以形似名、正與平石相對、其間僅容

刀、平■島在平石東南三里、周廻二里、上有堂宇、距陸三百歩許、潮滿可舟、潮退四歩。

熊岡郷（比地）

和名抄、三野郡熊岡郷、訓久萬乎加。○官社考證云、舊說熊岡は財田村に當ると云ふは誤なり、今の比地郷なり、今按、全讃史云、伊舍那院、在比地村、寺號曰伊舍那天也。○今比地村、比地大村、七寶山の東なる山村なり、東南は即高野郷にて、大字八幡宮は大谷に在り。

高野郷（竹田）

和名抄、三野郡高野郷。○今上高野村、桑山村（下高野）竹田村是なり、觀音寺川の北にして、本山郷と相接す。

生野比云、竹田村は三野郡高野郷にて、忌部庄とて殊なる地なり、其古文今村御室屋敷と云ふ、然れども五社大明神と申す社あり、此村より往古貢物に竹竿八百本上納せしに、後世其竹枯果てたり。○竹田は今笠岡に併せ竹田村と云ふ、讃岐忌部の事は、古語拾遺に

手置帆負命之孫、造矛竿、其裔今分在讃岐國、毎年調庸之外、別八百竿、是其事等證也

と見ゆ、延喜式には「凡槍木千二百四十四竿、讃岐國、十一月以前、差綱丁進納云々」とあり、此矛竿の事王朝間にも論し、槍木とあれば、竹竿にあらず、木竿なりとも思はるれど、竹にても却て矛の柄と爲し易し、實は只竹竿なるへし、矛には小刃をも着けたれば槍とて槍竿を傳ふるのみ。○西讃府志云、竹田村の小字忌部に忌部明神を祭る。

本山郷（寺家）

和名抄、三野郡本山郷。○今本山村是なり、寺家大村の二に分れ、觀音寺川の邊に在り。

東鑑、嘉禎二年「石清水八幡宮領讃岐國本山庄、被止是立木工助遠視知行地頭職、一圓被附宮寺」また建長二年道家惣分記「本山庄、八幡宮領」と見ゆ、今寺家に持寶院と云は、彼八幡宮の神宮寺坊の遺跡にて、寺家は觀音寺の東北一里半、國道に當る。

大野郷

和名抄、三野郡大野郷、訓於保乃。○今大野村、神田村、二宮村に當るとし、高野本山二郷の東方、觀音寺川の上游なり。享保四年神社■■社領目錄に、讃岐國内大野とあるは此地にや、祇園社行日記にも大野郷あり、今祇園の小祠存す。

二宮

大野村の北を二宮村と曰ふ、三代實錄、延喜式に載せたる大水上神社在り、大字羽方の■丸池の源頭に鎭坐す。

財田

觀音寺川の上游にして、大野郷の東なる山村なり、和名抄に之に充つべき郷名なし、河内村は豐田郡に屬し、十郷村、七箇村は今那珂郡に屬すれど、皆財田と一境の地なり、東に大川嶽、北に象頭山、南に中寺山、實蓮寺山など羅列し、山谷頗る廣し、阿波の雲邊寺に通ずる往路あり。○官社考證云、三代物語に財田郷は和名抄の同郷に當ると爲すは、地理を知らざる誤なり、阿波國■谷三所權現の金口銘に「讃州財田庄中村、如意輪寺、元亨二年六月日」と刻めり。

伊舍那院

財田中村に在り、北田山如意輪寺と號し、眞言宗を奉ず、全讃史に「比地中村、伊舍那院、寶守禪尼伊舍那天也、釋氏所説三十三天之一、謂之伊舍那天」とあるは、之を謂る歟。○西讃府志云、伊舍那院は寺田三十六石、土州高岡郡大平氏の墓あり、（豐田郡國祐寺及び土佐國大平城址參考すべし）寛暦年中、大平國秀の墓石の下を穿ちしに、簡數十を得たり、簡中に骨を收めたり、其簡書は文字多く明ならねど、其讀得たる者は

「慈源院妻、生野女房、妙洞大姉、嘉暦四己巳三月十九日逝去、

大平三河守國房、法名道覺、康永元壬午年十一月二十四日、

蓮池入道殿、法名妙覺御前、三宮備守息女、比丘尼妙智、觀應三壬辰年十一月十日、

佐衞門尉國頼、法名玄雄、明源御舍利、國道御骨、國實息女、源秀、成阿童子、國御前、中將國平、

右は年號月日共に明ならず、又文和二癸巳年十一月五日、元亨二年二月六日と年號のみ明かなるもあり、今按に大平氏系圖に國遠（大平始、近藤出羽大掾、■■■■、建久八年丁巳、自賴朝公拜賜土州）國秀、國明、國平、國通、國房（西村の始、三河守、仕足利尊氏卿、於軍中兩度父子太刀打、又家臣山下彌五郎能生号、從等書與御所々、法名定覺）かく見えたるにより墓國房の塗に當れるとあるは應永を誤りしなるべし、支干を甲戌とありしを上を誤りつるにより、年系を見て壬午と推當に改めるならん又系圖に定覺とあるは其名にはあらざるべし、これに道覺とある方さも聞ゆるなり。

豐田郡

三野郡の南、讃岐國の西端に位し、西は海、東は三好郡（阿州）南は宇摩郡（豫州）に至る、方九方里餘、二町十四村に分ち、人口六万五千。

豐田は舊刈田と曰ふ、延喜式、和名抄刈田を爲す、拾芥抄に至り豐田郡を録す、其改號の事由年代詳ならず、近世は本高一万二千石、打高二千石の邑なりき。

高屋郷（刈田郡）

和名抄、刈田郡高屋郷、訓多加也。○今高室村是なり、大字高屋存す、高野郷（三野郡）の西にして、海に瀕る、東南に觀音寺川を帶び、北に九十九山あり、三代實錄、高家神（延喜式刈田郡）は此村に在り、今稲積宮と云ふ（全讃史名所會圖に九十九、稲積、一山兩名にや）

九十九山

西讃府志云、江甫山城は細川伊豫守の居と云へり、琴引八幡宮の享■元年■時■記に、細川伊豫守賴之あり、又天文二十年の棟札に伊豫守氏賴と■■すれば、此

に細川屋形の一族の居りしこと疑なし、長享元年江州陣着到記に、外樣細川伊豫を錄す、土人の傳ふる所は天正中氏政の時落城すと。

坂本鄕

和名抄、刈田郡坂本鄕、訓佐加毛止。〇今常盤村なるべし、觀音寺町も本鄕の中なりしを曰ふ。延喜式、刈田郡加麻良神社は流岡に在りとも、植田に在りとも曰へり。(全讃史考證)流岡植田今合同して常盤と改む、觀音寺町の東に接す。

西讃府志云、坂本村興昌寺に山崎宗鑑の撰述したる勸化帳序詞あり、

敬白、特には十方檀那助成を勸め、七寶山觀音寺興昌禪寺再興、けちゑむなりやうをなさむとこふじやう、右當寺は、琴引八幡三所垂迹之靈地也、所謂當一國師直常、海上建立一宇の草創云々。

觀音寺

傳剎の名に因り、今町名と爲る、舊假屋浦と曰ふ、上市浦、下市浦、中洲、寺家、酒屋、鍛冶、大工等の地字あり、人口一万三千、南讃の海濱なり、高松市を去る十五里、伊豫の川江に至る四里半、海上に伊吹島(正西五海里)あり。

(假屋)

琴引八幡宮

市街の北、琴引と號する丘上に在り、祠殿の過、江山の風景賞るべし、名所圖會云、源平盛衰記屋島合戰の條に、三木郡[?]遺宮とあるは、琴引宮の事ならん、其始末を按するに、伊勢[?]屋島より伊豫國へ赴く途上、阿波の田內良直が河野より還るものと會ふ事なれば、順路よくかなへり、三木郡は屋島より伊豫へ赴く途に非ず、又此八幡宮は其供僧を神恵院觀音寺と稱し、四國遍歷靈場の一なり、社傳緣起は、應永二十三年、足利公方義持の與書ありし本を書寫したる者也とぞ。〇道興南海流浪記云、琴引と云宮は、八幡大菩薩筑紫より此海にたちつきて、京の八幡へとわたらせ給ひ、其御舟の綱と御琴とを宮內につくりこめたり、さて琴曳山と云かと京のやはたの山の形也、三面は海也、殊勝地形、松風にむかしのしらべかよひ來て今にあとあるとひきの山。

觀音寺は八幡宮の下に在り、今眞言宗を奉し、西金堂中金堂、東金堂護摩堂、寶塔二王門以下の堂宇輪奐たり、按に延喜式讃岐國彌勒寺と云ものあり、今詳ならず、宇佐八幡神宮寺の號は彌勒寺と云ひし事國史に見ゆ、疑ふらくは歸敬寺は即此なる八幡宮の供僧坊の古名ならん、今も東金堂に彌勒を奉す。〇全讃史云、觀音寺本號神恵院、相傳空海開琴引八幡神託、別創宇、本尊則正觀音大士也、金堂安丈六藥師佛、又有常行堂、四天王堂、彌勒堂、

觀音寺川

大川郡の西境、七箇村[?]入谷より發源し、財田村を過ぎ西流し、琴引山と假屋市街の間にて海に入る、長七里、一名染川、又財田川といふ。

(染川)

尾藤二洲靜寄餘筆云、海南之洲、其險可守、莫若土佐、其勝可游、莫若讃岐、土之險、余未嘗之矣、讃之勝、乃知其一二也、蕭秀[?]則飯野爲最、奇峯則五劍爲至、飯野突起特立中野、可呼爲小富士、(土人呼曰小富士)若五劍者、未知其可比、五峯森立[?]、如植五指之狀、其所以得名也、屋島之[?]屋、象頭之[?]象、象頭者小方壺也、宮觀所麗、最當境閙、獨無奈俗客雜踏何、[?]海之勝、則琴彈山有名、距吾川江、五十里而近、浦口瞻之、山形[?]、[?]以余之不良、未可登也、已予[?]、西來泉、山下日月顏、[?]石[?]々、遠觀之見、其不負名。

山本鄕

和名抄、刈田郡山本鄕。〇今辻村、池尻村なりと。(全讃史)池尻は近年豐田村と改む、延喜式、黑島神社在り、坂本鄕の東とす、〇辻村は觀音寺の東二里、財田を經て琴平に通する別路に當り、小邑なり。

(辻)

紀伊鄕

和名抄、刈田郡紀伊鄕　〇今紀伊村、粟井村是なり、辻村の西南、柞田村の東なり、大字木之鄕存す。

粟井

全讃史云、粟井村、延喜式、名神大祀、粟井神社、續後紀、承和九年、讃岐國粟井神、預于名神、今稱刈田明神、神祇志料云、日本紀略、延喜六年、刈田神見ゆ、今粟井社の地主神即是なり。全讃史又云、延喜式、小祀、於神社、今不詳、粟井村有地、稱上野、叢林中有古祠、蓋是乎。(一書に、粟井神は讃岐忌部の祭る者と云ひ、阿波國より移すと論す)

柞田鄕

和名抄、刈田郡柞田鄕。〇今柞田村存す、觀音寺町の南に接す、延喜式に柞田驛と云ひ、伊豫に通ずる本驛と爲すもの此なり、又元暦元年日吉社々領注進狀に、讃岐國柞田庄を載す、後嵯峨院御寄附之地と曰へり、柞に久奴の訓ある由は、柞原鄕の下に注す。〇全讃史云、延喜式、刈田郡小祀、山田神社、今在柞田鄕黑淵村。〇柞田川は郡の東南隅萬濃池[?]より發し北流、紀伊村に至り西に折れ、柞田村に於て海に入る、長三里、舊名苅田川。

(柞田川)

言上、日吉社領、讃岐國柞田庄堺、四至打[?]示事

一 四至　東限紀伊鄕界、并田河以西者紀伊鄕界、以南者姫江庄界、　南限姫江庄界、　西限大海、海面限伊吹島、　北限坂本鄕界、寺方共田地也、其堺東西行之畔、正[?]之

一 牓示　一本、艮角、五條七里一坪、紀伊鄕井山本鄕坂本鄕當庄四之辻、打之、　一本、巽角、井下村、東南者姫江庄堺、北堺路之巽角、打之、路者當庄內也、　一本、坤角、濱上打之、海面限伊吹島、南者姫江庄內塩穴堺、北者當庄菌生村堺、一本、乾角、海面、限三里、北者坂本鄕、南者當庄鈎洲濱、打之、但牓示之本與古作[?]之末、違々

立火燎、追甘過、翁北堺、打之、
一　田圖以下取帳目錄一通　指圖一帖
右依去三月十四日官旨、引率國使、堺四至打膀示畢、
仍注事由上細件
建長八年八月　國使散位布師
官使史生中原
〔續左丞抄〕

(伊吹島)

此に見ゆる伊吹島は今觀音寺町の管內とす、陸岸を距る四海里許、高瀨の正南にあたる、(觀音寺の正西)方數町の岩嶼なれど、漁戶あり。

萩原　紀伊鄉の南なる一村なり、鄉名を缺く、東南は雲邊寺山にして讃阿の州界を爲す、海拔二千二百尺。名所圖會に、寶文年中雲邊寺より公訴して、本州觀音寺は其末寺なりと主張したる事ありと曰へり、或は疑ふ雲邊寺今阿州に屬すれど、舊讃州にて、延喜式、刈田郡於神社、世謂にや。○實社考證云、三代實錄、元慶元年授位、樣井神は今萩原村に在り、

寶藏院　西讃府志云、巨鼇山萩原寺は中之坊と號く、眞言宗、相傳ふ、大同二年空海雲邊寺の山に登り、千手觀音の像を彫り、一寺を造立して千手千眼院と云、又四十九院を建さて、是れ其中院たるを以て中之坊ともいへり、弘安三年山下の坊に移り居れり、爰に伽羅陀山の地藏尊を安置す、因て地藏院とよべり、其村の名により萩原寺と稱す、中之坊の寺務を相兼す、故にこゝをも中之坊といへり、當時本州四箇の談義所の一なり、中世細川河野等の諸氏歸依、其寄附書札等相傳へて今尙あり、什物空海所持の乾陀穀子袈裟、赤銅[illegible]五鈷、同自筆の[illegible]、金五種鈴、九鈷錫杖、[illegible]、此他[illegible]木像等の諸佛凡五十餘種を藏す、明應の比門末二百八十寺あり、今僅に三十七寺存れり、境內四至生駒家より免許の證券あり、一說に空海千手地藏の二像を作り、千手を山上に地藏を山下に安置して、二寺を一時に造立す、山上なる雲邊寺を奧院とし、此寺を本院とせり、弘安三年までは、住侶相兼て是を持てり、因て二寺の別なかりしを、爾後各住侶を置しより、かく別れたりといへり。

中姬　今中姬大野原の二村を爲る、姬江の中鄉の舊なるべし、宗像三女神の祠あり、大野原は近世まで空閑なりしを、寬永の末に開墾に着手し、明曆に至り成る、京師の人木屋與一と云へる者の土功とす。

姬江鄉　和名抄、刈田郡姬江鄉、訓比女乃江。○今豐濱町、和田村等の地とす、柞田鄉の南にして豫州界に至る、豐濱は近昨姬江とも稱したることあり。

豐濱　今豐濱町、人口五千三百、小驛也、舊名和田濱と云へり、海に瀕し、觀音寺の南一里餘とす、州堺余木埼に至るまで二里、余木埼より一里にして、宇摩郡川江村に達す。○全讃史に、大野原は、[illegible]京極高知就封の初め、墾闢して田宅を爲さしむ、當時墾地一万石七千六百苞、新租を得たりと曰へり、和田濱の東なる大野原村中姬村などに當る歟。(嘉元四年御領目錄に「[illegible]分、讃岐國姬江庄、被入蓮花心院、目錄御管領」。)

(和田濱)(大野原)

讃海舟中、同望白髮山、有感　森田　梅澗
客恨蕭然海漫漫、舟行日覺遠鄉關、篷窓一掬望雲淚、
洒向天邊白髮山、

國祐寺　西讃府志云、和田の國祐寺は舊名毘盧舍那寺、永祿五年、土佐國吾川郡の城主大平伊賀守國祐、長曾我部と戰ひ利あらずして當國に來り、香川信景に緣を求め、多度郡中村に居れり、後此地に移り城を獅子ヶ端に構へ、姬江鄉を領知し、此寺を祈願とす、又二寺を建立し、一は神宮寺、一は大福寺と云、天正六年、法華宗に改め、堺の今國寺より、僧日現を招て住せしむ、その後寺號を今の名に改む、境內東西百間南北五百間、又云、大平氏の城址を獅子之端と云ふ、山の高四十間、相傳ふ國祐土佐の軍に敗れて香川信景に緣を求め、[illegible]を遣て和田村に移るといへり、是は四國太平記に吾河[illegible]城主大平は、永祿五年卯月中旬、元親に攻められ[illegible]をさして[illegible]とあるによりて、作りなせるなるべし、大平氏の此國に來ることは、[illegible]建久九年守護に補せられ[illegible]、[illegible]鑑に見え、又諸家紋帳後太平記などにも、此國の近藤氏のことあり、下に引る系圖にも國[illegible]は西之[illegible]、又國有三野郡大野村を領せしことなどありて、國[illegible]土佐國に在しことは見えず、されば土佐の大平とは別なるやうなり、系圖には[illegible]近藤武者)[illegible](島田八郞太夫)國[illegible]近藤內郞、[illegible]、將軍御[illegible]度、此時領給、自六條判官、[illegible]相傳)國平(又太郞、近藤七、土佐守)國盛(大平始、近藤中務丞、[illegible]池[illegible]、建久八年丁巳、自[illegible]公、拜領土佐國)國秀、國時(右[illegible]、此時[illegible]內[illegible]大平[illegible]、後者[illegible]池殿、法名[illegible])國[illegible]、國[illegible]、國[illegible]、[illegible]村之給、參河守、[illegible]將軍御時、於軍中[illegible]度、[illegible]子太刀打)、國有(八郞法名[illegible]、於[illegible]打安[illegible]七郞、[illegible]之內、於三野郡、拜領大野村、任安藝守云々)國[illegible]、國[illegible]、國[illegible](八郞左衞門尉、[illegible]、阿野四郞[illegible]、於[illegible]川村病死、廿六歲)國保、國匡、(參河守、自國雄、大江流相傳軍法)國[illegible](俗名五郞)國[illegible](伊賀守實三好[illegible]女)國祐(伊賀守某、大西備前長清女)。

井關　今海老濟、田野々、內野々、有木等と合同して一鄉村と云ふ、大池塘あり、和田の東にして、柞田川の源にあたり、其[illegible]を[illegible]と號す、此[illegible]、古[illegible]阿州三好郡豫州宇摩郡の交界に當る。
西讃府志云、海老濟は一說に此村昔丹[illegible]と云ひしを、地藏尊の海老を救ふにより得たる名なりと云は、いみじき[illegible]なり、思ふに[illegible]比[illegible]は[illegible]にて、久比は[illegible]紀に[illegible]野鋒を[illegible]とある如く、[illegible]にて、[illegible]は[illegible]理と[illegible]ふ由[illegible]にいへり、されば夷人を[illegible]れし故の名と[illegible]

(海老濟)

えたり、倭名抄播磨國賀茂郡夷俘郷あり、訓註なし、但字音まゝ唱ふるにや、そはともあれ、意は夷人の囚俘を置れし由の名と聞ゆ、景行紀に「所獻御諸神宮蝦夷等云々、蝦夷是本有獸心、難住中國、故隨其情願、令班邦畿之外、是今播磨讃岐、伊豫安藝阿波、凡五國佐伯部之祖也」とも見えたる此蝦夷などにやあらん、叉に椿賀大明神とて大物主命を祭れる社あり、椿賀は大神を訛れるにて、即御諸神のことなれば、彼蝦夷等帝王化を崇りしより、彼大神を祭りしにもやあらん。

伊豫國

伊豫國（豫州）

東は讃岐阿波に連れ、南は土佐國に接し、西北の二面は海に繞る、地形彎曲し、海上に島嶼岬澳紛然として在り、面積凡三百三十方里、今一市十一郡、（外に南宇和郡あり）人口百万、愛媛縣治に屬す。豫州は大別して東伊豫、中伊豫、西伊豫の三部と爲すべし、其東豫叉道前と號し、中豫は道後と號し、西豫は宇和と曰ふ、中豫田野大に開け、一州の最たり、道路は東豫に在りては專ら海に沿ふ、其一線西條小松より中山越を經て松山市に到る、中豫には三津濱郡中港を津頭とし、松山附近の地鐵道を架設す、西伊豫は山重水複、往來に艱なり、大洲宇和島を一貫する路あるも、人物多くは海運に由る。

伊豫は神代卷に伊豫二名洲とありて、二名洲即四國の總名と云ふ、持統紀に伊豫總領は四國総官の由見ゆるも其以あるにや。伊余國造は古事記「神八井耳命者（經靖皇兄）伊余國造等之祖也」とありて、國造本紀に據れば尚小市、怒麻、風速、久味の四國あり、其他御村別（和氣郡）宇和別の封邑あり。國郡制置の時、之を改定し、和名抄、十四郡、上遠國と爲したり。伊豫は、越智直の族民に道前道後に蕃衍し、其河野氏最著る、承平天慶中、伊豫海賊起り、西南諸州其害を被る、源經基橘遠保等其征伐に從事して功あり、經基伊豫守に任じ、遠保宇和郡司を賜ふ、是より經基の子孫は本州を以て揚名官と爲し、遠保の後裔は西伊豫に家居す。壽永の亂に、河野氏源氏に應す、幕府起るに及び佐々木守護と爲る、而も道後七郡は特に河野通信の知行に委せらる、建保六年に至り新補地頭八人を伊豫に發遣し、每郡之を置かるる事東鑑に見ゆ、蓋河野氏の權勢を殺らんと欲せる也。後三年通信幕府に叛き、官軍の御味方に馳參す、而も官軍敗れ通信所領を沒收せらる。然安寧古の役、通信の曾孫通有亦して大功あり、河野氏再び興る、其一門に土居得能等あり、世皆姓たり、西伊豫には橘氏之を失し、西園寺宇都宮諸津の諸氏あり之に代る　天正中に至り、長曾我部土州より兵を出し、先づ西伊豫を略し、十二年に至り遂全州を征服す、翌年豐臣氏十州の兵を退け、據田三十二万石を擧げて小早川隆景に封與す、十五年隆景筑前に移り、諸郡を諸將に分賜す、德川氏の時撿田四十三万石、松山の松平氏（久松家）と宇和島の伊達氏を大藩とせり。

伊豫灘（燧灘）

伊豫の西北海を指す、東は來島海峽釣島海峽に起り、西は佐賀關（豐後國）姫島（豐前國）に至る、北界に忽那島より姫島に至る一列の島嶼に由て、安藝灘及び周防灘に分離す、一名燧灘と云ふ。

直向燧洋西更西、四邊不復見蝸俔、長空一瞥寒雲落、何處數點鶻鷹降、摩耶亂山歸亦奇、忽和州水更相迷、問來起去知宵水、秋月當天瀉赤低、　　柏莊

日落江天霞彩多、波紋織作紫金羅、燧洋濆與収流、鮫雨鰮風卜若何、　　耻庵

（硫黄灘）及此航路を硫黄洋と云ふは、伊豫灘の異稱、一説此海洋の北界に祝島あり、（周防に屬す）硫黄は祝より轉ずと。

宇摩郡

宇摩郡

伊豫國の東端の地なり、其東界は讃岐（豐田郡）阿波（三好郡）に至り、南界は土佐（本山谷）に至る、西は新居郡に接し、北は海に臨めり、地形二區に分れ、一は燧灘の邑里を爲し、一は銅山川の山谷とす、今二十四村に分れ、人口七万、郡衙を川之江に置く、道路は阿讃土の三州路共に川之江に會し、海に沿ふて西走し、西條松山等に通ず。

和名抄、宇摩郡宇麻と注し、五郷に分つ、續紀、神護景雲元年、伊豫國宇摩郡人、凡直鎌人、獻錢百萬、紵布一百端、竹笠一百蓋、稻二萬束、授外從六位下、其父積信外從五位下など見ゆ、名義不詳。近世は一萬二万一千石高の地なりき。

山田郷

和名抄、宇摩郡山田郷。○今金生村に大字山田井存す、二名村、川之江村も此に屬せしならん、郡の東北境に在り、二名村（叉名余木村）の余木崎は即豫讃の國界也。

余木埼

水路志云、余木埼の沿濱は前後平地なれば、一低角なれど、雲八山嶺より斜傾するを以て、海上遠く之を認め得べし、余木埼の南西約二里に川江村あり、宇摩郡の首邑にして、人口六千九百餘、波止場を設け和船の碇泊所となすといへども、尙半高潮とならざれば、漁舟も出入するを得ず。

大岡（オホヲカ）　延喜式に列する當國の驛名なり、南海道の官道讃岐國仲田より、伊豫國大岡に來り、岐分して近井（チカヰ）、山背（ヤマシロ）等に通ず、其近井は當國々府に嚮ふ者にして、山背は土佐國府に向ふ者なり、其大岡は卽川之江なり、今其里程を推すに、仲田大岡（四里）大岡近井（今津與村、西條、凡四里）大岡山背（今新立村馬立、凡四里）各四里許の距離とす。

南海治亂記云、文明十一年、管領細川政元下屋形讃岐守義春をして、伊豫河野氏を討たしむ、去頃より河野は山名方と稱して、管領の命に從はざる故也、義春三國の軍勢凡二万餘人、讃州御仁保寺に集り、海軍の至るを待つ、阿淡の兵船數百艘宮の木崎を廻り、伊豫の宇摩郡河の江、新居郡大濱浦に押わたる、宇都宮長門守日比（ヒゴロ）野氏に押掠られたる兵將を率て來り迎ふ、讃軍豫岐宮を超て同江に入んとす、河野通記理へ職んとすれば、山名方も皆心へぬる折なれば頼む方なく、香川肥前守に附て降んとを請ふ、肥前守讃國に好ふれば、讃岐守に申成して通能を許し、押掠せし地は各其主に還さしめ、西園寺を屋形と定め、國中を一統せしめて歸陣す。（豫岐宮は余木の祠堂なり）

金生村大字下分（シモブン）に、古墳散在す、中にも一所の發掘せられしは、羨道の長七間、（其高八尺横一丈）室の廣六席許石槨等なりと云ふ。

（下分）

川之江（カハノエ）　下山川の海に注ぐ邊、其東岸に在り、本郡の首邑一千五百戸、縣廳所在（松山市）を距る二十一里、土州高知市を距る十八里、東は阿波の大西（池田町）に通じ、北は讃岐の觀音寺を望む、實に四州の交衢に當る。○川之江は川江又川之上に作る、南北朝の比河野一族之に據り、吉野に應ず。天正中、妻鳥某（一作川之上氏）之に居る、阿波大西氏之を降伏し、後皆長曾我部の附庸と爲る。寛永十三年、一柳直盛東條に封せられ、西條に移る、其子直家川之江に移り、築城果さずして卒す、寛永二十年、一柳封三万石、其養子直次播州小野一万石を食し、先祀を奉す。

河江城址（カハノエ）　太平記云、曆應三年五月、伊豫國府に居給へる脇屋刑部卿義助病に卒す、細川刑部大輔頼春此事を聞き、河江城へ押し寄せて、土肥三郎左衛門を攻らる、金谷修理大夫經氏、兵船五百餘艘にて河江後攻のために海上に推し浮ぶ、是を聞きて備後の鞆尾の道に陣取して土肥が城へ寄せんとしける、備後安藝周防長門の勢、大船千餘艘にて推し出す、兩陣の兵船ども海中に帆を突きて錨を下し陣を作る、塩を追ひ風に順ひて推合ひく相戰ひける、備後の宮下野守兼信が手は、敵の舟へ乘遷りく、皆引組みて海中へ飛び入りけるこそ、いかめしかりし行跡なれ、備後安藝周防の船は皆大船なれば、舟軸に櫓を高く掻きて、指し下して散々に射る、伊豫土佐の船は皆小船なれば、逆掛を立て、縱横に相當る、兩方の兵一引も引かず、終日戰ひ暮しける處に、海上俄に風起り、遂に引分る。（一豫陽新誌云、佛殿（ブツデン）城は土居三郎左衛門義昌の城跡なり、天正の頃川上（カハノヘ）但馬守住めりといふ、古は住所の名を以て氏とするもの多し、此川上ももとは川の上と稱へたるが、今も俗に川江を川のうへといふものあり、南海治亂記に云、曆應三年、河野四郎通朝宮方に攻められ、河之江城を退散せしが、其後に及び阿波の大西讃岐の羽床は累代大岡の者にて、宮方に在りしを、今度細川頼春禮を厚くして將軍方へ招き、是に先陣を賴みて豫州へ押寄、土居三郎左衛門が籠りたる河江城を攻らるゝ、日頃宮方勤に屬從したる恩顧の兵將、土居、得能、合田、二宮、日吉、多田、三宅、高市等の兵將金谷修理太夫經氏を大將として、西豫の兵船五百艘に取乘て土居が後詰の爲に海上に浮で河江に赴くと云々、元武出陣錄に「頃は天正三年正月中旬、阿州馬路の城主大西備中守元武、豫州侍將、土居山城守…用意取々なり」又「かく大西備中守…にて、かゝる謀の企を委しく達しけるに付、…寄手…はかりを從へ、川江城…に攻入りければ、…なし」云々。

（上川）

山口郷（ヤマグチ）　和名抄、宇摩郡山口郷、今詳ならず、寒川村、上分（カミブン）村、金田村等…土州へ通ずる山谷の口なるべし、山田郷の南に在り。

下山（シモヤマ）　川之江の東南なる山村にして、之を經由して阿州大西に通行すべし、又川瀧（カハタキ）村と曰ふ、曼陀（マンダ）山は村の東北に峙え、阿讃豫三州の國界を成す。

豫陽新誌云、下山に新田明神あり、是は新田左中將義貞の男、左少將源義宗朝臣の靈を祀る、社の背にかつて御墓所なりと云、社記に云、武藏守義宗、…元年、…而過于伊豫國、住於宇和郡…、及老年來此地、而留焉、同十二年十一月五日、行年七十有四才、而卒葬于此地、天文十七年三月、河野通直祭義宗治郷寄之靈、號新田明神云々（此時…なし）

（瀧川）

妻鳥（メンドリ）　川之江の西を妻鳥村と曰ふ、妻鳥の東宮（トウグウ）山に輕太子（允恭帝東宮）の御墓ありと傳ふ、輕太子は書紀には「一云流伊豫國」と注せり。○豫陽…云、妻鳥の春宮と云山の上に、春宮大明神あり、之をトウグウと唱へるは、蓋し東宮よりうつりしなるべし、卽輕太子を祭れりと、此山上は其御墓所なり、又新撰…云、…に東宮…名付けたる石立てり、御納の首を玉として鎮なりと云、日本紀云…曰、太子自死于大前宿禰之家、一云流于伊豫國、按に古事記に「故其輕太子者、流於伊余湯也」といへるは、湯の字必ずしも符りなるべし、…此太子…大…々

（東宮山）

姙通の事によりて、皇女を流奉りしも、湯のあたり近き所なれば、一所におき奉るべきいはれなければなり。

三島

妻鳥の西に三島村、中之庄村、柏村などあり、皆大村とす、三島明神を鎮守とし、往時河野黨の封邑たりしを知るべし、舊邑名を詳にせず。豫章記に越智玉綱は宇摩大領にして、樹下大明神と曰はる、其六世孫興利も樹下押領使と號すとあり、樹下此地の名に非ずや。○愛媛面影云、三島村の社記に「伊豫國宇摩郡大山積神社者、養老四年、越智玉澄依思願、上柏村に閑居して、遷祭所也」云々其所を三島と名付く、人家盛にして富家多し、神の恩頼によるなるべし、神主高倉家に河野通能の文書あり、宇摩郡一圓社務職之儀不可有相違旨を記す。

(柏)

御井郷

○和名抄、宇摩郡御井郷、訓美井、今詳ならず、本書御井の次に餘戸郷を載す、亦詳ならず、蓋餘戸は御井の剰戸也。○愛媛面影に、三代實錄、元慶八年伊豫國井河神授位、此神瓜尻村に在りと曰へり、井河は御井郷の本名ならんと想はるれど、今其現地を知らず、大略三島村寒川村の邊なるべし、後の追補を待つ。

寒川

三島村の西一里、小海灣なり、其港泊を井之本と唱ふ、古の御井郷の地にや、豐田村、野田村は寒川驛の西に接す。

津根郷

和名抄、宇摩郡津根郷、訓都禰。○今津根村小藤村、土居村等なるべし、津根は小驛にして、川之江の西四里に在り、河内西琳寺古文書に、和銅二年、借願忠、伊豫國宇摩郡、常里戸主、金集史族麻呂弟と錄する所あり、常里は卽此地にて、後津根郷と改字したる也。

(常)

村山神社

津根村に在り、社殿の前池に島状の塚あり、殿内には木像七十餘軀、毀損すと雖古作に似たりと云、〔名勝地誌〕社傳に此地をは齊明天皇十年大津宮址と曰ふ、誤れり、是れ齊明紀なる「至于娜大津、居磐瀬行宮」の文句を誤解せるに出づ。○愛媛面影云、村山神社は津根村椿の森と云所に立せり、今る所は廿四社者に大山積命とあり、三代實錄にも貞觀九年、授伊豫國從五位村山神社正五位下云々、官社なれは往古は宮殿をはじめさま／＼いかめしかりけむものを、千年の久を經て、悉く燒失せける、[illegible]集に寶永年中寶庫より掘出せし銅器類品をありといへり、せめてはかゝる物をだ永く後世に傳へて、古社の證となすべき事ぞかし。

近井

延喜式の驛名にして、大岡と新居の間に當る、里程を以て之を推すに、津根郷の中にして、今土居村蕪崎なるの地にやあらん、後世土居西一里上野に關を設け、宇摩關と號す、今も關川の名を遺す、驛路卽此に通したるを想ふへし、又按に[illegible]將軍中日記に「元弘三年七月、道前土北得能」とあり、土北今詳ならず、土居は土北にはあらずや。○愛媛面影云、上野を關と名く、此地松皆多し、又此所の栗は三度栗とて一年に三度實を結ぶ由、二名集に見えたり、宗祇法師の歌に、

(上居)

秋雨に谷のしば栗しばぬれてわが袖ひたす宇摩の關守

とよめるは此なりとぞ、

(野上)

法皇山

土居上野の南嶺にして、標高一千九百米、別子銅山の北にあたる。

天滿

津根土居の北一里を天滿浦（今滿崎村）と曰ふ、浦の左右に岸角あり、蕪崎、佛埼と云ふ。○愛媛面影云、天滿浦に菅公廟あり、公を祭れるによりて、天滿村とは名けたり、按に此村往古は新居郡なりしを、後に此郡に屬したるなるべし、南海治亂記に阿波の[illegible]數百騎新居郡天滿村に充滿す云々と見えたり、[illegible]治亂記、毛利[illegible]三万、吉川元春小川早隆景を大將軍として、新居郡天滿浦に著陣し、同郡の仕人金子[illegible]尾の城を攻らる、金子は其始め河野氏の臣として此城を預り居住せし處に、近年元親に和親をなし、國家の安寧をなさしむ、今毛利家の大軍を受けて、進退窮に窮り落城に及ぶ、天正十三年の夏なり。

佛埼

宇摩郡の西北、天滿浦の岬角なり。○水路志云、佛埼は余木埼の西方、約九海里半にあり、此兩埼の間は一帶の沙濱にして、内地は一海里乃至二海里の間は平坦の耕地なり、佛埼以西二海里の海岸は、山脈岸際より起伏し、險崖或は陡崖なり、其西傍に大島里島あり、此二島と陸濱との間は一灣形を成し、水深四乃至五尋、沙底にして碇泊は此に南乃至西方の風を避け得べし。

銅山川

宇摩郡の南部を貫流し、山谷自ら[illegible]を成し、別子山、小川山（今金砂村）上山新立等の五村を經、此川一名金砂川と云ひ、山に[illegible]の實あり、て、砂金を拾ふべし、殊に東[illegible]別子山の銅最も大なり、此を流東行十一里にして、阿波國三好郡に入り、吉野川に注ぐ、漁魚は採冶の業等のために害毒せらる。

(金砂川)

山背

今銅山川の別名にも呼ぶ、金砂川の山谷の[illegible]名にして、延喜式には山背驛あり、卽南海道土佐國に通ずる一亭なりき、今馬立卽驛址に當る、國郡[illegible]の初め、土佐官道は伊豫府より西南に出て、迂回して土佐府に赴けり、養老二年之を改め、宇摩郡大岡驛より直路を取る、續日本紀、養老二年、土佐國言、公私使直指土左、而其道經伊豫國、行程迂遠、山谷險難、但阿波國境土相接、往還甚易、請就此國、以爲通路、許之、云々。

(馬立)

仙龍寺

馬立村に在り、[illegible]法大師修行の靈窟と稱し、山溪の勝を占して、堂宇を建営す、東方に[illegible]山、三傍山、[illegible]等連列し、阿州土州と國界を限る、山中の一仙洞なり。

新宮

今馬立と合同し、新立村と改む、銅山川の渡場にして、川之江を距る四里、一嶺を隔て、別子銅山は更

に沂ること八里の上流に在り。○新宮の北西一里に三角寺あり、又大師修行の靈場と稱し、觀音堂を置く。

別子銅山（ベツシ）

山脊谷の西側にして、別子山村と曰ふ、人口凡一万、その首部を目出度町（メツタ）と云ひ、礦民の府なり、其山嶺は四千三百尺の高さに達す、山北は新居郡に屬し、立川山（タチカハ）と曰ふ、共に鑛坑あり。方今年額約五百万斤の産銅あり、野州足尾と匹敵すとぞ、運送の路は立川山を經て、新居濱に通せしむ、凡五里にして海船に接續す。

○愛媛面影云、別子山の銅坑は足谷と云所に在り。元祿四年開發し、西條誌の記行にて、金子村人專ら開發せし由、其後また公料となりて泊花住友某の支配となりたり、銅を含みたる石を鏈と名く、鏈を堀出す穴を鋪と云ふ、又間符とも云、間符の内に材木を立てならべて、穴の潰ぶれざる構をなしたり、水抜間符あり、是は鋪内に水の溜るを汲出する爲に設くる所なり、又風廻し間符あり、こは風の通はむ爲に設くる所なり、間符口に小屋を構へて鋪内より堀出したる鏈を改め、鋼に打碎きてこを焼竈に入て燒くなり、鏈石千貫目に薪二百廿貫目より四五百貫目ばかり焼て、日數三十日許過て火氣の失せる頃を窺ひ、床屋と云に運び吹立つるなり、此の屋にて始て吹くを鏈吹と云、吹上げたるを鈹と云ふ、此鈹を銅に吹上るを眞吹と云、兩度の吹立には鏈千貫目に炭七千貫目を費す、銅山二百八十箇、床屋三十五軒、（鏈吹十五軒、眞吹十軒）鏈石は東山より堀出す所一日凡そ四五千貫目、鏈石一仕廻に千貫、燒鏈四百八十貫目を得べし、之を三吹にして鈹五六十貫目、床屋銅凡一貫目より六七貫目あり、其鏈一仕廻に鈹百貫目銅廿五六貫目より四十貫目迄あり、云、但し鏈の善悪によりて豫め定めがたし。○地學雜誌云、別子は結晶片岩系中の鑛層にして、層状鑛床、黄銅鑛、黄鐵鑛を介挿し、元祿四年以降今に到るまで依然鑛業を繼續す、實に稀有の大鑛山にして、從來開採せる鑛量も亦尤大なり、計算上より見るときは、五億噸の鑛石中僅に四億を採掘したれば、剩す所は一億に過ぎざるものゝ如くなれども、本山の南西凡大約一里に於て筏津（イカヅツ）と稱する支山あり、本山鑛層と連續し、全一のものにあらざるも、全く同の鑛層に屬する別床あり、其鑛量は實に又甚大にして、或は第二期の別子鑛山を生出せんも知るべからず。

（筏津）

別子銅山記　　　　廣瀬滿忠

天下銅山之大者有三焉、豫之別子、奥之南部、羽之秋田是也、古來呼曰三山、別子之山、三山之尤大者也、山在豫之南、土之北、宇摩郡、我住友氏、實以元祿四年、始開坑於此、自從相傳、至今殆二百年矣、其礦所出銅、實會運之大坂、又輸之崎陽、遠及海外國、可謂盛矣、其有益於海外者可知矣、余自少小、從事於此有年、今爲其宰、常顧念先輩之功績、欲益張大之、惟不才未有所施、特以赤心撫取礦民耳、夫礦民之爲業、穿巖洞石、坑路縱横、高低兩山、佃飛瀑、斷崖淵、昇則如攀鑒、降則如投淵、如蟻緣、如蠅聚、雞鳴之勞、萬苦千辛、前後銜尾、方其屆於坑路、至死係一螺殻、螺殻一滅、則茫茫焉、若瞽者失杖、若舟師失柁、西衝東突、顛躓困頓、往往有往而不回者、礦民之業、亦可憫哉、若夫礦民之所居、商賈亦隨而聚焉、自米穀之往、絡繹不絶、魚鹽蔬菜之美、無所不足、人家有高低、有板屋、道路時架棧度巖、頗有洞乾坤之勢、且其山脊木樹、亦與赤常若類潮流、殊其趣、凡世之稱山水者、大　稱其勝景、以供遊觀耳、比之我別子之山、其有用無用、果何如也、云々。

新居郡

宇摩郡の西に在り、今一町二十村に分ち、人口七万、郡衙を西條町に置く、本郡三百と一縣を成し、北に海灣を控へ、南に山嶺を負ふ、其東半の地を新居と稱す、舊名神野（カミノ）と云ふ

神野郡は法隆寺資財帳、天平十年の條、續紀、天平寶字二年の條に見え、後紀、大同四年九月、改伊豫國神野郡爲新居郡、以觸上諱也。又文德實録云、曾祖大伴宿禰有乳母、姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、後以觸名同天子諱、改名新居（横峰寺立花郷を參考すべし）和名抄、新居郡、仁井と注し、六郷に分つ、近世は二万六千石の地なり。○新居郡智宣に新居氏あり、東鑑に新居と新とあるも新居を新と約めたるなり、今新居郷を合せ考ふべし。

（神野郡）

丹上郷（ニノカミ）

和名抄、新居郷丹上郷。○丹上は新居の上郷の謂なるべし、今角木村、角野（スミノ）村、田川村、中萩村など是なるべし、（新居郷の南）又同書に載せたる新居郷は、本郷の中にして、中萩村大字中村などに當る歟、又丹上の中村なればなり（高山寺本に丹井上、訓爾乃倍とあり、不審）

泉川（イヅミカハ）

立川山の北二里、新居濱の南なる一村なり、別子銅山より新居濱に通する便道の中に當る、西條の東三里。

立川山（タテカハ）

今角野（スミノ）村に屬す、別子銅山の道筋に當り、本銅坑あり、年額六万貫餘の産出ありと云ふ、立川山の西には黒森と名つくる峻峰隆起し、西條の東南を限す。○立川山に生子山（シャウジ）の城址と稱する地あり、慶長元年、河野一族一條僅に七百餘騎を以て立籠り、細川武藏入道常久が四万の大軍に攻寧せられ、七日にて陷りたる所とす（云々

（生子山）

面影）至角川、水色如丹、以發源銅山、其氣熏染、水中有毒、魚鼈不復生、非遇雨潮、余得侍竪其淺深、揭衣觸其濤、[illegible]水果不皮腫、銅山去渡口僅一里、晴日抽出其頂於峯山上、環湖下潟米暴長（寛政八年有方錄）

新居郷　和名抄、新居郡新居郷。○今神郷村、多喜濱村、新居濱村、金子村などなり、神郷村大字郷は本郷の遺地なるべし。中世新居庄と稱せるは郡內大半の地とし、宇摩郡の一部をも籠絡したり、其西部を新居西條庄と號す。又豫章記に「新居の一黨は八箇村より、所謂周敷、越智、今井、松木、鏡波江、[illegible]木、高部、新居の八なり、孫子枝葉繁茂して記すに遑あらず」と曰へるは、東伊豫に繁衍せる越智氏の一流に係る、土居系圖云、越智氏益の長男爲世は、上大夫と稱し、新居、[illegible]の祖なり。○法隆寺資財帳「伊豫國神野郡庄一所、天平十年納賜」と見え、東大寺要錄、長德四年注文「伊豫國新居庄、田地九十六町六段百歩、墾山五百六十町」とも見ゆるは此新居莊ならんと想はるれど、未た細證を得ず、

多喜濱　今多喜濱村と曰ふ、前濱に大島黑島の二嶼横たはり、左右に垣生埼、[illegible]突出し、一港を抱有す、大島は後宇多院御領目錄に、新居大島とあり、當時御料の一庄たり。

（大島）豫章記云、天慶二年、藤原純友と云ふ逆臣九州を押領して、宣旨を背けり、其比村上と云者新居大島に流罪せられて、年久く在故、海上案內者勢上達者なれば、越智押領使好方、勅許を申請て同道、其外中國西國の武士を引率し、彼此三百餘艘にて、九州地に押渡退治し畢、忽に武功顯名を揚げ、忝も御感の綸言を蒙る。○按に、村上氏は海賊大將軍の名を負へる、河野家の名族なり、豫章記に貞治二年、河野通堯細川方に追落されし時、村上三郎左衞門義弘、新居大島に居住しけるが、通堯と共に退出し、國を離れ拔を失へし由を載す、（能島を參考すべし）正平二十二年、河野通堯淡路國沼島へ上る時、船手は村上長門守を大將として、屋代島（周防大島郡）より發船、新居津倉潮を攻掃ふとあり、津倉潮今詳ならず。史學雜誌、所援慶長備記に、村上氏は南方北畠の所部とあるは、村上源氏に附會せる妄說のみ、曰「村上は海賊方の棟梁、伊豫國河野十八家の大將之隨一也、其根元を尋るに、南方北畠氏の爲棟たり、往昔顯家島に來て何となく彼七島を押領し、大より豫州內垣生能島に渡り、島の者を伴ひ、子孫自ら所之主と成、舟働をして次第に武勇有り、後には自然と名を出して、河野の幕下と成る」云々此に垣生

（垣生）と云ふは新居大島に同じ、垣生は海角の名、又村落の名にて、此島の[illegible]なり。○愛媛面影云、延喜式、新

（黑島）居郡黑島神社は多喜濱の黑島に在り、或曰「三代實錄、貞觀九年、伊豫國浮島神授位」この浮島も黑島の一名にて、同祀なるべし。

垣生埼　今垣生村の西、垣生村の海角なり、今埴字を垣に誤る者多し。○水路誌云、是垣生山（二百五十呎）の北西端なり、其山は北部は海岸に突起し、南は漸と平地なるを以て、遠望すれば島の如し、垣生埼以西約四海里半の間は、平低なる濱にして、其間に新居濱あり。

新居濱　今新居濱村と曰ふ、人口五千、郵便所あり、別子銅山の運輸の港口にして、鐵道を通ずること四哩、以て中萩村に接す。濱岸の北一海里に御代島あり、方數町、其港は僅かに繋泊に宜し、此一嶼は水成岩より成る接合點にして、花崗岩の白色なる岩脈は、幾條となく黑色の水成岩層を貫通す。（地學雜誌）又此島潮來れば船ならでは渡り難けれど、汐干には洲あらはれて步行して往來すべし、鯛など多し、此濱を大江とも名づく、別子山の產銅此濱より浪花へ送る、又銅山へ送る食物以下魚鳥等に至るまで、此所より馬にて運ぶと云、春の頃は鰆鰆等夥しく漁獲ありて、いと繁榮の地なり。（愛媛面影）

金子　新居濱の南を金子村と曰ふ、舊金戸に作れりとも曰ふ。○愛媛面影云、金子村の三島祠に、嵯峨帝宸筆正一位一宮大の六字を題せる額あり、河野軍記曰、新居玉男（越智玉澄兒）氏神三島の御神靈を遷み、或時寶藏の宸筆の額を盜み取て、私に一社を建立し、一宮大明神と崇め祭るとぞ、豫陽盛衰記に文武天皇三島の神德を深く感じ思召し、日本總鎭守正一位に勅許せられ、我朝一州の一宮と崇め玉ひ、忝くも御宸筆を以て一宮大明神の勅額を送らる、といへり、然れども貞觀二年まで從四位下にてましますを、是より百六十年前に、正一位の勅額を賜るといふものは誤れりといふべし、左れば一宮大明神として此處に祭りしは玉男にて、正一位の勅額を賜りしは嵯峨帝の時なるべし、又この金子村古へより甜瓜を出す、上品なり、其外新居郡甜瓜多し、往古は帝王の御膳料として貢獻せしを、今は絕て此事なし、類聚國史云「延曆十一年、停相模國獻橘、伊豫國獻瓜、以遠路也」云々。

金子城址　愛媛面影云、金子の城跡は今も長八十六間、幅三十間許ありと云、もとは金戸と書きける由、東鑑に見ゆる伊豫御家人三十二人の內、金戸源三入道[illegible]法師の孫、金子備後守元家と云人の城跡なり、天正年中金子備兵衛基家と云者、[illegible]家の嫡なりしが、小早川の爲に此城にて討死しけりと云、土佐軍記に、中國よりも毛利三萬餘騎にて伊豫の新居宇摩に着、夫より毛利輝元伊豫の金子の城へ押寄せ、十一日にして攻おとし、男女撫で切りにするなど見えたり。○南海治亂記云、天正十三年四國征伐、毛利家は伊豫の請取にて、土州方を伐つ、三萬の人數を遣し先金子の城を攻落し、城主金子與[illegible]を切たりき、元[illegible]之を聞きて曰く、金子は家の者にても無之も、毛利殿に攻亡され腹を切たり、我れ西國、內にて、義理を否

たる者は此金子一人に過ぎしたりき。按に金子氏は石川と云者と同じ事ならず、長元物語云「東伊與の新居宇麻は大分石川と云者の知行にて、此石川も土佐へ降參し、之に依て與力小身何れも人質を出したり」、南海治亂記云「石川一黨は長曾我部に屬しけるが、天正十三年、毛利家兩州の兵四万にて攻寄ければ、居城并に帆柱の二所を棄てて退去す」又東鑑に金戸とあるは金戸の譌ならん。

島山郷

和名抄、新居郡島山郷。○今玉津村に大字島山あり、大生院村、飯岡村も此郷中なりけん、丹上郷の西にて、中世は新居西條庄の屬地なり。

大生院

黒森峠の麓なる村名にて、西條町の東一里半に在り、市之川山は大生院村に屬し、白鑞礦坑あり其名世に知られ、宇内無比の良品とぞ、年額凡三百万斤と稱す、白鑞は今アンチモニーとも曰ふ、續紀「文武天皇二年、伊豫國獻白鑞」とあるも同等なれば、即此山の産出なりし歟。

市之川鑛山

延寶年間の發見に係り安質母尼を出す、近く明治十八年までは、左のみ盛ならざりしも、今や其產額の大なるより、推して宇内白鑞山の第一と爲す、地質は結晶片岩系の石墨片岩と、其陵岸より成る白雲層の變岩より成る、礦脈は數條あり、東西に走向を有し、橫立脈の二類あり、橫脈は南十度内外の傾斜を以て、變岩と片岩の境界を截り、其露頭は廣く溪岸に在りて、嘗世界を驚殺せしめたり、今其露頭は採盡したりと雖、尚幾多の肥脈あり、鑛石は輝安鑛にして、少量の石英を雜へ、時に美麗なる巨大の晶鑛を見る、近時は精安質六十万斤、硫化安質七十万斤許の年額とぞ。

西條

今西條町と曰ふ、戸數一千、加茂川西南を繞り、海灣北に開く、松山市を距る十四里、東伊豫の名邑なり、近世松平氏(和歌山藩支封)三萬石の城下なりき。

西條城址

豫媛舊跡云、河野益男其子眞勝、新居西條を居館とし、西條御館と稱す、寛永中、一柳監物直盛伊勢より移り、其願によりて直重に西條三万石を賜はり、直重病死、長男監物直興二万五千石、次男半彌五千石を賜ふ、直興故あって寛文五年七月領地被召上斷絶す、按に一柳家の記錄に、次男半彌直家へ川江にて五千石を分地す、後播州に移さる、二代は權之丞直増と見えたり、寛文年中、紀伊大納言賴宣の次男、松平左京大夫賴純西條を賜はりて居城とし玉ひしより、聯綿として繁昌の一在所となれり。○加藩封錄云、一柳直盛、慶長五年伊勢國神戸城を治む、五万石、寛永十三年五月、封を故國に移され、西條城を治む、丹後守直重河江一萬石を弟直家に、小松一万石を三弟直頼に分封す、正保二年、監物直興五千石を弟直照(半彌)に分封す、寛文五年、直興除封せらる。○按に豫章記に「河野通信始は軍功に募り、伊與國に守護職并に新居西條庄を賜り、三十六人を推退し、十八箇村一族一味して馳走せしむ」と見ゆ、忽那日記に、宮方より「延元三年七月、道前西條責落畢」とも見ゆ、西條は東伊豫樞目の地なるを想ふべし、通信は源賴朝に隨從せる人なるが、其先代の状を考ふるに、豫章記に越智玉純は宇摩大領にして、樹下大明神と云ふ、其子益男は新居の祠司たり、其子眞勝西條館と云ふ、其子深躬桑村館と云、其子眞村桑村新館と云ふ、其子眞利樹下押領使と云ふ、其子興方大井館と云ふ、其子好方越智押領使と云ふ、天慶年中純友の首を取る、などありて、河野氏の先代は東伊豫に盛大したるを知る、南北朝の際には東伊豫の得能氏は吉野方に勤王し、河野氏武家方に屬す、亦一族の向背の相異を見る、應仁の東西軍に方り、河野氏又二分し、其通春通篤の黨は國を逐はれぬ、一柳直盛の祖も此を去り、三世東國に流寓し、寛永中に至り故國に還封せられ、其庶流は小松に邑して其祀を奉せり、伊豫の舊家と謂ふべき也。

神戸郷

和名抄、新居郡神戸郷。○今西條町、神拜村、大町村などに當る、加茂川の東に在り、賀茂の伊曾乃神社の神戸あれば此名起れるなり、天平神護二年、神野郡伊曾乃神、授從四位下、充神戸五烟、新抄格勅符、天平神護元年、伊曾乃神、奉充封十戸〇近年中野村を改めて神戸と爲すと雖、中村は伊曾乃神鎮座の地なれば、即賀茂郷なるべし。

(神拜)

加茂川

二源あり、一は石槌山の東西二渓より發し、大保木村を貫流し、瓶箇森黒森の山中より出づる千町川を合せ、西條町の西に至り海に入る、長十里。

大町

西條の南に接する村落なれば、今大町村と曰ふ、古の新居西條庄の市町なりしにやあらん、大字に福武あり、相模國風土記に、鎌倉明寺文書「建武元年、伊豫國新居西條庄内、得重、得田、福武、稻富四箇村寺領安堵」の論旨を載す、即此地の事と爲す。

(福武)

賀茂郷

和名抄、新居郡賀茂郷。○今神戸村、加茂村等是なるべし、神戸郷の南にして、立川溪の東に在り、加茂川之を貫流す、神戸村は中野と稱し、伊曾乃神社(延喜式名神大也)在り、近年神戸と改めれど、古郷の稱に非ず。○賀茂の舊石山中に、近年銅礦を開採す。

(中野)

伊曾乃神社

賀茂郷中野に鎮座す、蓋賀茂氏の祭る所也。續紀、天平寶字二年、神野郡人賀茂直馬主、賜賀茂伊豫朝臣姓、天平神護二年、神野郡伊曾乃神授位封戸、神護景雲二年、神野郡人賀茂直人主、賜姓伊豫賀茂朝臣なとあるを想ふに、伊勢大神を奉ることし、豫媛舊記に、中野の伊曾乃神は天照大神也と云へり。○國史、天安八年、伊豫國從四位上礒野神預名神、三代實錄、貞觀十七年、礒野神授從三位、○西條誌云、保國寺、中野に在り、初と天台宗なりしが、後世禪宗に改む、本尊阿彌陀は行基

(保國寺)

作と稱し、開山に佛廻を塑す、又石川備中守の墓あり、天正の亂に、堂宇を始め寶物舊記悉く燒失せて、足利將軍尊氏公の御教書のみ今なほ存せり、舊起に云、開山此地に遊行する時に、生子山城主一條城之介義次、新居宇摩二郡に一關を搆へて非常を誡しむ、新居關是也、義次師の凡ならざるを見て、關中に迎へ、相携て本城に歸れりとぞ。

立花(タチハナ)郷 （橘）

和名抄、新居郡花郷。○文德實錄に神野郡橘里とあるに因れば、和名抄花郷は立花の立字を脱せるを知る、今の橘村是なり、賀茂郷の西に接す、氷見村も本郷の中とす、石槌山は本郷の南に當り、數里の間に盤據す。○豫章記云、橘長者清正と云人當國の司にて下りける事あり、平家物語十一卷には、赤間關に於て平家方より伊豫國の住人、新居橘四郎とて和田太郎眞盛が矢を射返けるに、義盛矢通三段計射越て、其弓の名譽たりけるとあり。○按に仙覺萬葉抄云「橘之島にし居れば河遠み曝さで縫し吾下衣」この歌は伊豫國風土記の如くば息足日女命御歌也と注す、橘島は此郷にや、又島山郷にや。

又橘郷西田をば西條志と云ふ書に、齊明帝行幸の熟田(ニキタ)津の古蹟なりと論すれど、是は採るに足らぬ僻說のみ。

前神(マヘカミ)寺

橘村大字西泉の山上に在り、文德實錄に「神野郡昔有高僧、名灼然、稱爲聖人、有弟子名上仙、住止山頂精進練行、郡下橘里、有孤獨姥、號橘媼、傾盡家產、供養上仙」と見ゆ、其遺跡ならん。○愛媛面影云、前神寺の寺内に石土山の神靈を移し祭る、これによりて前神寺といふなるべし、本尊阿彌陀如來、四國順拜四十四番札所なり、此寺櫻樹を多く植並て、花時の眺め殊によろし、石土權現祠、東照宮神廟あり、もとは石土權現の北にありしを奥に移しまゐらせたり、今は山により谷を帶び、樹木生ひ茂りて、最も神さびたる所なり、西條の西南一里半。

大保木(オホホキ)

橘村の南、加茂川の上游なる山村なり、山谷三四里の間に渉り、石鎚山、瓶筒森等本村に屬す。○愛媛面影云、凡石土山に登るに、周布よりすれば千足山横峰寺に掌ち、新居よりする者は前神寺より大保木に入りて登攀す、大保木山中茶を植ゑ產業とす、因て茶の銘を大保木と云、和漢三才圖會に出てたり、豫章記には、康永元年、頓存大勢にて石鐵山の麓、大保木大河寺に陣を取りけるが、或時周布郡千丈ケ原に打出て、河野の一族十七人十死一生の日を取て合戰、一人も殘らず討死したり云々、按するに千丈ケ原を千町ケ原とも書きたり、今の小松の邊を云ふなるべし、此邊すべて小松原なりしを、先侯入部し玉ひし初め、其名を聞きて小松とは名付け玉へるなりといへり。

黒瀬(クロセ)山

今大保木村の大字にして、前神寺の南一里、此地に瀑布あり、高二十間、不動瀧と名づく。又板落溪(イタオチダニ)に蟹穴(カイアナ)と云者あり、石面に穴あり、實一二尺より深三四尺、其數十二三計、或は天然に或は造せられたる也、亦一奇と謂ふへし、石判(インバン)と號する者あり、幅一間餘の石に文字を彫刻す、神作と傳ふ、文德實錄に「上仙住止山頂、精進練行、諸鬼神等、皆隨顧使」とある上仙の造作ならん。（愛媛面影）

千足(センソク)山

（今周桑郡に屬す）大保木村の西に接する山村なり、石槌山の直北麓にして、其山峰は東北に延き、鋤村山、前神寺山等と爲る、横峰寺此に在り、古は石土(イシツチ)の横嶺と稱したる山峰ならん。

横峰(ヨコミネ)寺址

此寺石仙聖人（即灼然）開基、上仙行者之を崇興し、修道場と爲す、千足の號は蓋千僧供の訛にして、往時其供養料を備へし所ならん、近年寺を改め、石土神の社司と爲す。○愛媛面影云、横峯寺は四國順禮六十番の札所、本尊大日如來、坐像三尺三寸、周布郡大戸口より石土山に上る者は、必先づ之に詣づ、石仙は石土山を開きたる僧にて、寺中に石仙廟あり、文德實錄に灼然と記するは、即此僧に當る、嘉祥三年「奉爲太皇太后崩、故老相傳、伊豫國神野郡、昔有高僧名灼然、稱爲聖人、有弟子名上仙、住止山頂、精進練行、過於灼然、諸鬼神等、皆隨顧指、上仙常從容語所親檀越云、我本在人間、有同天子之貴、多受快樂、須時作是一念、我當來世、得作天子、我今出家、常治禪病、雖遺余習、氣分猶殘、我如爲天子、必以郡名爲名字、其年上仙終、先是郡下橘里、有孤獨姥、號橘媼、傾盡家產、供養上仙、上仙化去之後、媼得寄間、泣涕橫流云、吾與和尚久爲檀越、願在來世、共會一處、得相親近、後而媼亦命終、其後未幾、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制、每皇子生、以乳母之姓爲之名焉、故以神野爲天皇諱、後以郡名同、天皇諱改爲新居、后時夫人號橘夫人、所謂天皇之前身、上仙是也、橘媼之後身、夫人是也」、今按するに續日本紀云「古老相傳、普聞其事、載于史籍、言上」當時佛道を信し玉ひし折から故に、種々の怪事を、其眞僞をも正さずして妄記したるなるべし、固より信するに足らず、又云、千足山の高瀧(タカタキ)は豫州第一の壯觀なり、危巖を傳ひ木葉をわけ、横の數百三十に餘り、諸子四五所もあらん、こゝに東とおぼしき方に峯の嶺高くそびえ、頂尤くみえて霜の降し如く、冬枯の樹かとみゆる山あり、西冠(ニシノカムリ)といふ、是より丸渕といふにいたる、高き巖に二三丈はかりなる白布をかけし如く、みなぎり落る瀧の浪、岩に碎て飛ちるに、水の響うき世の塵も拂ふべし、その流の末なる岩をつたひていと險しき坂あり、例の葛をくりて棧道を三四町はかりゆくに、左の上に名にひゞきたる高瀧見えたり、直わたし五六町には過じ、瀧壺の末は山の尾に隱れたれども、あらはれ落る瀧浪六七十丈、水上は二筋ありて、瀧の二分ばかりよりひとつに成て西に向ひて落つ、巖はゞ南北凡二

（高瀧）

百丈、水の落る高さ百三四十丈ばかり見ゆ、千足の山人は三百五十間といひ傳しとぞ、頂二百丈の間與一文字にて、中壇すこし低きさまに見えたり、清水その所より落る也けり、水上には山もみえず、茂りたる木もなし、松か栂かさやかにわかねど、細き木のこゝかしこに疎に草のごとく生ひたり、すべてかさなれるにはあらで、唯ひとつの巖の地より生出たるが、面直に大なる壁を見上るがごとし。

（石鎚山）

石鎚山（イシヅチ／イハツチ）　又石鐵山に作り、伊豫の高嶺と稱す、新居周桑二郡の南に磐據し、半面は上浮穴郡に屬す。支峰別嶺四方に延き、東は瓶簡森を殘り、東南は矢筈山（土佐國吾川郡の北境也）西は石墨山に連接し、北は千足山、綱附山（ツナツキ）を帶る、四國第一の高峰、凡六百四十丈。吉野川、面河（オモゴウ）川、仁淀川等川の水之に發源し、各方に流れ去る、北方は地勢急降し、加茂の一水數里にして海に達す。

（石鐵山）

石土毘古神社（イハツチヒコ）　石鎚山の巓に在り、舊藏王權現と稱したり、近年改祀す、横峰山寺祖灼然上仙等の開創にして、別名の靈場なり、靈異記に「伊豫國神野郡郷內、有山號石鎚山、是依石鎚神之名也、其山高峰、万夫不得登」云々とあり、石土毘古神は古事記に「二柱神既生國竟、更生神、故生神名大事忍男神、次生石土毘古神（訓石云伊波）次生石巣比賣神」など見ゆ。（寺說石土云）と云、石土山今石鎚（イハツチ）山に作る、（鐵は鎚の誤歟）、山の東南は土佐國長岡郡の地にして、延喜式長岡郡石土神社と載するは其地に在り、今當國の社を高峰（トヘカミ）と稱し、本山を奧院と曰ふ、山北新居郡氷見村にも、石土の前神寺あり、正徳五年横峰寺本堂再建の棟札にも、石土山別當大願主權大僧都寂賢最日と見えたり、古は石土と書し事しるし、山容嶮くして太く神さびて、此國内に秀たる高山也、昔役小角語て此山に登り、其後石仙といふ道人山路を開き、絶頂に神を祭りけるよし、雪は五月の頃消て、八九月の頃より積れり、毎年六月諸人登山するもの多し、大戸（オホト）（岩根村）は其入口なり、麓より九里八町ありと云傳ふれども、さまではあらず、又大保木といふ所よりものぼる、萬葉集山邊赤人歌に「極此疑（コゴシキ）伊豫能高嶺（イヨノタカネ）」とある是なり、小松邑より行かんには、先つ綱付（ツナツケ）山にのぼる、凡七十町ばかりにして横峰寺にいたる、此所にて干柿子餅など賣る、そこよりのぼる事五町許の鳥居たてり、又下ること三十町ばかり、此坂を郷の坂（カウサカ）と云、下りはつれば谷川に出つ、橋あり、此川を板摺瀬と名く、高橋を渡りて又登ること十町ばかりにして下黒川村なり、此に宿るべし、こゝより一里にして女人堂とす、役小角の像岩のもとにたてり、此より奧へは女を入れじとなるべし、又升ること十町にして瀧あり、此瀧川を渡りて行事一里にして、常住（ジャウジュ）にいたる、此所古へ常住山佛光寺ありして今はなくなりて、其名のみ殘れり、横峰寺を佛光山と名るも此寺號によれりとぞ、こゝに前神寺の宿坊あり、俗に與前神寺と云、そこよりのぼる事幾ばかりか定ならず、すべて險しき事かぎりなし、一坂、表白（ヘウハク）坂、早鷹（ハヤタカ）などいふ所なりとぞ、木根岩角に取に取すがりて登る事二里ばかりにして、夜明（ヨアケシ）といふ所に出づ、こゝより一鎖とて鐵にて造りたる鎖あり、こは十七尋ありと云、又十町ばかり行き二鎖あり、次に三鎖にいたる、こは七十五尋あり、此所に銅にて物したる祠あり、大さ三尺ばかり、高さ二尺ばかり有て文明の年號を彫たり、内に三躰の銅像ませり、人々手にとりを拜ぶ、童子の荒物の心地して侍ささまなし、銅の狛犬もありて、長曾我部元親ぬしの寄進けるよし云傳ふ、抑此山は石土毘古神をいつき祭れるを、藏王權現などいふ名をしも負はせつるは、いとにくし、此山上晴たる時は南は土佐海見ゆ、東は讃岐等見ゆ、阿波は瓶が森と云山にさゝへられてみえず、北は安藝備

（大戸）

の山々、西は松山、大洲、宇和島までことごとく見ゆ、よく晴たる日は九州まで遙にみえ渡るとぞ、[illegible]のかた一町ばかり下れば水禪定（ミヅノゼンヂヤウ）といひて、大なる[illegible]より水の湧出る所有り、こゝよりすこし南のかたに大のぞきとて崖ありと云、又山中大石室（オホムロ）間に聳て、おのづから七層塔の形をなす、因て俗に御塔と名く、此を尋ねんには、三所の鎖を下り、夜明峠に歸れば、右に折れて[illegible]あり、是御塔道なり、笹生茂りて路分かたし、行く事數十町にして御塔にいたる、此石高廿五丈八尺周圍廿二間ありと云、石を横に積上たる如くに見ゆれども、實は自然の物にて、末細く長く秀て大風には吹倒さるべく見ゆ、[illegible]いふべし、又此石土山昔より名鷹を出す、芳野拾遺に「今上位に居させ給ひしはじめつかた、伊豫國左馬助氏門の許より、世にためしなきほどの逸物なりとて、鷹一もとたてまつられしを」など見えたり、鷹百首に石鎚（ツヾミ）をよめる、定家卿「伊豫路行く大山づみは三島江の秋[illegible]しもなぞか鳥をとるらん」○按に江戸幕府の頃も、松山侯より鶫（ツグミ）[illegible]を獻上する例は武鑑に見ゆ、山海名產圖會に、伊豫國小山田には鷹を羅して捕れり、此山は高大にして、鳥は之を目かけて渡り來るを捕る、峰越鷹と呼ぶと記したるも、此石土山の名鷹なるべし、別に小山田と云峰ありや。

（御塔岩）

周桑郡

周桑郡（シウサウ）　明治二十九年、周布（スフ）桑村（クハムラ）の二郡を合併し、本郡を建つ、村數十六、人口若干、新居郡の[illegible]たり。本郡は地勢全く新居郡と一區を成し、北に海灣を抱き、南に石鎚山の峻嶺を負ふ、周布郡は其西一半

の地にして、石鎚山、三方森山の山脈を以て、温泉郡越智郡に堺す。○孔道は新居郡より本郡小松村に至り、南北に岐分して松山に向ふ、南なるは中山川（長六里）に泝り、中山越（石鎚山三方森の山隘を云ふ）を經て温泉郡に達す、北なるは海岸に沿ふて迂回し、越智郡を經由す。

周敷郡（スフ・シウフ）

明治二十九年廢す、或は周布に作れり、今周桑郡南方の地是なり、和名抄周敷郡七郷に分ち、主布と訓む、後世はシウフと唱へ、近時擬田二万一千石。

姓氏錄に「丹比須布、火明命三世孫天忍男命之後也」とあるは、此周敷の舊姓なるべし、此地に丹治比連の人々の住居せる事は續紀「天平寶字八年、伊與國周敷郡人、多治比連眞國等十人、賜姓周敷連、同年改賜姓周敷伊佐世利宿禰」と見ゆ、延喜式、桑村郡に周敷神社を載す、今も舊桑村郡國安村に此神ありと云ふ、然らば桑村は本來周敷の北部を分割して建置せる者歟、桑村の名は古史に所見少し。○本郡、中世は河野黨、今井、多賀等の諸氏散在す、豫章記には周布郡司越智益男と云ふ人名あり。

小松（コマツ）

今小松村と云ふ、戸數七百、郡の東端に在り、西條を去る二里、南に綱附山嶺ゆ、高五百米突、即石槌山の前嶺なり。○小松は舊一柳氏の封邑にて、其陣屋を置ける地なり、一柳直盛西條城に封せられ、寛永十三年小松一万石を割き、三男直頼に分與す、一柳は越智河野の庶流にて、當國二千年の故家と稱したり。

千町原（センチヤウガハラ）

愛媛面影云、千町原は小松邊の舊名なるべし、又千丈に作る、一柳侯入部の比まで荒野なりしを、開きて邑落とせられしかど、稚少の松林ありし所なれば、小松と號す云々、康永元年、土居通増、讃岐守細川頼春と千町原に戰ひ敗走の事、太平記に見ゆ。

神戸郷（カンベ）

和名抄、周敷郡神戸郷、○神戸餘戸は一地なるべけれど、今詳ならず、何神の封邑なりしやをも知らず。

石井郷（イシヰ）

和名抄、周敷郡石井郷、高山寺本、注以之井（今詳ならず、吉井村に當るにや、石井吉井音相近し、小松村の北にして、吉田郷の東に接す、河野黨の氏號に石井あり。

井出郷（ヰデ）

和名抄、周敷郡井出郷。（今詳ならず、もしくは岩根村なとに當る歟、小松村の西南、田野郷の東に接す、河野黨の氏號に井出あり。

妙口（メウクチ）

今大戸（オホト）と合併し、岩根村と改むる者是也、妙口の劍山に、河野黨黒川氏の要害跡をのこす。（伊豫温故錄）

田野郷（タノ）

和名抄、周敷郡田野郷、高山寺本、注多乃。○今田野村存す、周敷郡の中央に當り、小松の西一里餘とす、田野村の南なる來見（クルミ）村（今中川と改む）も本郷の内なりけん。

伊豫温故錄云、田野郷總社八幡宮の文書に曰く、

田野郷内田所神社事、八幡宮并若宮、三島宮社等事、云候云是、任先例、不可有相違、仍爲後證之狀、如件

應永二十五年七月八日　河野刑部大輔

志川（シカハ）

今來見と合同し、中川村と改む、豫章記に鹿場とあるは此なり（正平廿四年（應安二年也）河野通直新居郡發向、宇摩郡御出座、生子山松木宇高少々参す、同八日、細川典厩大將にて武向之間、生子山一城係爲河野家御内の人を相副候、惟式部少輔等計御出也、九月九日横尾に御陣取、九月十一日鹿場御陣也、九月十九日横岡に御陣、其時の敵細川淸氏陣取、同霜月九日満願寺前に近陣、十三日北條へ中入、即此方より追討すと云へ共、不叶得、同十四日鹿場高外木城へ、細案に陣取、敵御發來けるに、十六日合戰、大手搦手南方ながら打勝畢（横岡は今詳ならず、小松立花の邊にやあらん）

來見（クルミ）

今中川村と改む、小松の西南二里、中山越の山麓なり、來見より中山川（一名乃米川）に沿ひ、分水嶺を踰ゆれば川上郷（温泉郡）なり、石鎚山三方森の山脈其分界を爲す、之を中山越と稱す。○愛媛面影云、中山越の山道に櫻樹多し、因て俗に櫻三里と稱す、松山藩士矢野五郎右衛門、自享四年に松櫻の並木を植ゑるよし、因て今に矢野櫻と云ふとぞ、溪川にそひて棧道を造る、風景殊によろし、千原（チハラ）、千場（センバ）か嶽などいふあたり眺望好し、文人墨客節を留ざるものなし、又鐙絵と名る棧道あり、山城東福寺の通天橋に似たり。

六日早發大戸、至關桃川、石色多青、間有奇者、自此復左右山高、氣象雲陸、昏除甚勞、所謂石槌山、四國第一高山、今西遙其麓耳、往々山上噴礫纔々、方見有秋、以其能甚古地、謂之天目、菁稷所穫也、如我時奥、其山嶺秀千、不可枚種、然以導種耕蕃、安知不可登升也、櫻樹夾路、蟬聲不断、喚之櫻三里、其實非止於三里、春色之佳可想、伊豫民家生、田植黄熟、取其藁稈製、以爲紙、今花方貴、漢質所不見（寛政八年有方錄）

明河山（ミヤウガ）

今櫻木村に屬す、中山越の東側に當り、千足山に接する山村なり、山中より木葉の化石を出す、高峰を空が森と云ふ、一千九百米、石槌の西に並ぶ。○伊豫温故錄云、木葉石明河山より出る者尤名品なり、此石の出る所は海上（カイシヤー）と云所にて、そこに頭蓋杉現河あり、河前に一石有て潮陰にかならず潮の滿干ありと云傳へたり、甜て試るに鹹味ありと。○木葉石、出豫州周布郡、冥加（メウカ）村崖之下、崖深千尺、土人縋而擊采、是以不可多獲云、其質頗粗、灰褐色、折之片々、皆換木葉、大抵大五六寸者、挾葉三五枚、莖葉宛然、表裏相含、紋理井然、邊皆鋸齒、儼如眞毬藥、碎而燒之、有焔氣起、良可謂奇物、「狭片山風吹赤乾、却疑玉樹帶霜殘、生根万古不

白鳳、寄託某模寄貝者」賦南海」

池田郷（イケダ）

和名抄、周敷郡池田郷。○今福岡村是なり、大字に池田の名あり、又今井の大字あり、豫章記に新居[illegible]今井氏の稱あり。

久妹寺（クメイウジ）今福岡村に屬す、梵音山弘法院と號し、本尊觀音大士、其開基を傳へず、堂塔頽壞して今は礎ばかり殘れり、其外種々の寶物あり、空海此寺に居住せしに依て又弘法院と號す、昔は寺領、池田、願[illegible]寺、高松三庄を領して十二坊有し由、今は所の名となり、或は田畑と成たり、寺内櫻樹多し、彌生の頃は花見にとて來つどふ人多し。

吉田郷（ヨシダ）

和名抄、周敷郡吉田郷、高山寺本、注與之多。○今周布（シウフ）村なり、大字吉田存す、池田郷の東、田野郷の北に接す。

周布（シウフ）此村は郡名の起因地にして、延喜式周敷驛と錄し、新居系圖の關なる一豪なりき、豫章記に、越智玉純の子益男は、周布郡司たりと曰ふ、此に居れるにや。○伊豫面影云、南北朝の際にあたり、軍勢催促の勅使として、日野中將吉野殿より下向し玉ひしを、吉田郷にて卒去し玉ひぬと、されば日野中將の卒藩有しに依て、勅使八幡とは名けたるならんか、桑村郡吉田興隆寺に四條左少將有資朝臣の願文等あるをおもへば、此說さもあるべし、今勅使八幡宮存す。

多賀（タガ）（北條）

周布村の北海岸の地を多賀村と曰ふ、又北條（ホウデウ）と曰へり、長福寺と云古刹あり、河野通有の創建にして、蒙古役の戰死者追福の爲なり、通有の法諡をも長福寺と云ふとあれば、通有も此に葬られし歟、伊豫二名集、寄姫（南總）通有以安四年戊甫に卒歿したる事は、豫章記に

河野六郎通有（任對馬守）異國退治の事は、家の先例なる間、親前に申乞し、博多筥崎上下三十里海濱に、築地を高くつき、此方面は馬にて馳上樣に土を築上て、面に亂材逆茂木を附たり、是を河野の築地と名附たり、異賊十萬八千艘の舟を見渡し、通有は伯父伯耆守通時と二艘にて漕出、大將の船に縋を掛、御乘移切て廻り、身命を捨て戰ふ程に、大將と思しき玉冠を着たるを虜にし、敵船に火を懸て押歸す。

又同書多賀谷某と錄するは、通有などの後裔にて、細川家へ隨附せる如し、曰北條多賀谷某は初より細川家に對して忠勤彌抽、周敷郡は爲國領之上、是非沙汰に不及、失據之間、讃岐歌津迄御作申、船本にて訴訟也、我等屋敷所は國御施也、進退可有如何と也、尤げにも也、河野家可申試とて、即其御書云、周敷郡北條郷多賀谷某、徽年忠節者也、彼郡御知行の事に候間、居所を失之由、訴言仕候、面代屋敷所事候、以御年中付可令勤任候、聊不可有無沙汰候と被遊たり。○河野通信の三男九郎左衞門尉通久、承久の役に關東に應す、其子通時通綱、通綱藏人と稱し、其子を通有と曰ふ、通有の子通盛（一云通治）足利氏に屬し、伊豫守護と爲る。

桑村郡（クハムラ）

明治二十九年廢す、周桑郡北方の地是なり。

和名抄、桑村郡久波牟良と注し、三郷に分つ、近世は一万三千石の撿地高あり、小郡とす。此郡は本來周敷郡より分割せられしならん、其族周敷郡の條に出つ、豫章記に桑村館（越智深躬）同新館（越智具村）あり。

壬生川（ミブカハ）

今壬生川村と曰ふ、多賀村（舊周布郡）の西北に接す、小松の西北一里半、民戸數百海濱に居る、河野家に壬生川（ミブカハ）氏あり、此地の村族なりしならん。

御井郷（ミヰ）

和名抄、桑村郡御井郷、高山寺本、注三爲。○今詳ならず、疑ふらくは壬生川なとにや、御井を壬生に訛りたるにあらずや。

得能（トクノウ）

壬生川村の西南を得能と曰ふ、今[illegible]田に合併し[illegible]田村と改む、得能氏は河野通[illegible]の子[illegible]（[illegible]）[illegible]す、得能四郎太夫と曰ふ、[illegible]子通[illegible]（[illegible]）[illegible]郎）信綱（三宅十郎）通方等なり、通村の子通綱は得能又太郎と稱し、元弘建武の[illegible]に[illegible]王せる[illegible]記に見ゆ、太平記に載する得能彌三郎通[illegible]は此人なり、[illegible]證云、土居得能は太平記其實名を誤り、土居を備後守通治とし、大日本史之に從ふ、通治は後に對馬守通[illegible]と改む、即河野入道善惠にて、北條方足利方隨一の人なり、得能備後守は通綱にて、建武中興の動功に因り、一時河野の總領を賜りし人なり、宮方の土居は[illegible]年日記に土居九郎通増とある人なるべし。○又按に豫章記に元曆二年賴朝教書得能冠者とあるは通俊なり、[illegible]一[illegible]八村の一を德永（トクナガ）と稱す、[illegible]得能同異を詳にせず、[illegible]太平記通[illegible]（[illegible]）は延元元年、江州[illegible]山に戰死し、河野[illegible]は足利方より河[illegible]へ賜與す。

愛媛面影云、得能城址は當石山（ツチイシヤマ）と曰ふ、元弘年中、當國の宮方土居次郎通治得能彌三郎通[illegible]の二人、當石山に楯籠、時に長門探題上野介時直、中國より當國へ押渡り、其勢一万餘騎、久米郡星岡に陣して、當城を攻んと謀りける程に、土居得能探題の陣所に夜討せしかは、時直大敗し今治浦より小舟に乘り、主從六人稱台の命助りて、備後國に押渡り、夫より長門へ下りける由、太平記綱目に見えたり、瑞岩寺得能村にあり、河野通言の靈牌を安置す、其法名瑞岩寺殿前備中太守[illegible]傳大禪定門と號す○按に太平記に得能弼正見ゆ、彌三郎の子とぞ云ふ、延元四年の比、四條少將を奉し勤王せるは彌正ならん、太平記綱目は信據に足らず。

興隆寺（コウリウ）

今德田村大字古田（コタ）に在り、山中幽閑の境にして、西山（ニシヤマ）寺とも稱す、本堂七間、三重塔、鐘樓、開山

(古田)

堂、方丈、常行堂等備はれり、門前の橋を由岐橋と名づけ、和漢三才圖會等にも載せて、豫州の名所とす、溪上に架し、渡る毎に動搖すれば、此名を負たるならん。○愛媛面影云、古田の西山寺は佛法山普門院と號す、桓武帝の時、開基最澄大師、即壬生川津にて創草ありし由緣起にみえたり、十二所權現二王堂三重塔なども有けるを、今は悉く破壞して、僅に形ばかり殘れり、古田郷の內得能領寄進地として、寺內東西廿町、南北五町と寺記に見ゆ、按に「伊與國西山寺禪侶、可致抽天長地久、朝敵退散、御願成就、寶祚安泰之精誠之狀、如件、延元四年十二月六日、左少將、興隆寺衆徒等中」、太平記に因るに、「四條大納言隆資子息、少將有資は此國の國司にて、自去年在國せらる」、されはこれは有資朝臣の願書なるべし、筆蹟絕妙なり。○名蹟地誌云、興隆寺本堂は七百年の古作と稱し、佛像書畫の稀世のもの多し、中にも

「義兵之所起、○○○舞謡之所期、偏仰冥擁、茲以下陣於吳水之領、退敵於燧灘之外、誠是一軍決勝、可爲千手之神力、妄應下軍等、勿作不法、佛意之所崇、不可不謹焉、仍以與州古田郷內得能領家職、寄進于當寺奉莊嚴報賽者也、早令知行、宜抽丹誠、祭途武運之至幸上、須達富山永實之數年矣、寺家存此旨、地下勿懈失、寄進大意之狀、如件

延元五年三月七日　左少將」

古田山の奧に田滝山と云部落あり、三方高山にて、東窪に當る、黑瀧神社あり、新抄格勅符に「伊止尾神封村十烟、伊與國、延曆九年」とあるは此社の事なるべし。

籠田郷（コタ）

和名抄、桑村郡籠田郷、高山寺本、注古多、○今德田（トクタ）村是なり、大字古田（コタ）存す、東は池田郷（周布郡）に至り、北は吉岡村に至る、吉岡村も本來此郷の屬地にやあらん。

吉岡（ヨシヲカ）

曾庄名にして、三島文書、正應六年吉岡庄と見ゆ、後宇多院御領目錄にも收めらる、上市新町、安用（ヤスモチ）などの部落ありて、今吉岡村と號す。○延喜式、桑村郡布都（フツ）神社は吉岡村の石延（イシノベ）に在り、同佐々久神社は安用に在り、佐志久を唱ふ（愛媛面影）康曆元年、佐志久原合戰は細川武州（賴之）が河野氏を破滅したる役也。文明十七年、重見掃部頭通昭が下知狀云、（集古文書）

中宅三島御神領之事

一　田作武松名之事

一　吉岡地頭分百貫事

一　末友名散在拋取免所々落頭牧事（下畧）

佐志久原（サシクバラ）

豫章記云、康曆元己未は、宮方の天授五年なり、此年に、河野通直讚州を打取り、吉岡佐志久原に陣し、諸侍を新居宇摩兩郡へ被遣たる由、武州方へ告知する者有ければ、細川賴之密々吉岡山中へ籠置、陣の體を窺見けるに、知ぬ諸勢皆東方へ被差遣、陣は小勢にて有しを、大勢西の山陰より出て相攻ければ、諏防戰兵行して、霜月六日晦日に通直御生害有ける、西園寺家も一所に御生害也、其他在合輩の一族悉く討死す、抑通直幼少之時（十五才）於世田城父に離れ、其年の比は九州へ流せり、遂辛の爲九迴して、通武勢を以て入國有て、十年を不經、如此喪給ふ事、弓馬の家業の愚痛哉、始は通堯と申せしを、九州にて懷良親王の見參に入、讚岐守に被任、名乘をば通直と改めて、刑部大輔に成給ふ、今は又或名田道昌、字田隆寄、三十余年（一書云三十二歲）の御事、實年歲、御妹二人ましますも、一人は西園寺家の御室、一人は得能左馬助之室也、息男二人御座す、一子は王九十歲、一子は王九八歲也、今幼稚なれとも、將軍（說[illegible]）[illegible]切也、今度於國討死之事をも、御感狀に預、翌年國安塔被成下。○按に通堯は通盛の孫にして、南朝に歸順す、其遺子[illegible]王は家人正岡某に扶持せられ、足利氏に隨附し、守護職を復せらる、正を通能、又通之と曰ふ。

桑村郡上市（カミイチ）村甲賀八幡宮の文書に、

「下伊豫國吉岡庄　定補御家田庄司事　之清

□□（中略）

興國四年二月二日

又得氏の願書水保物願云々、南朝の綸旨勅願玉甲護蓮宮云々、共に疑はしき文書也、元龜三年河野通宣の連名祈願狀には、南無護蓮弓矢八幡大菩薩とあり、亦是一古祠也、又同村片山觀念寺は、延應二年新居大夫盛氏の立てし精舍にして、什寶今にのこれり、善應寺に亞ぐべき古刹とす。（伊豫溫故錄）

(上市)

國安（クニヤス）

壬生川村の西を國安村と曰ふ、延喜式、桑村郡周敷神社此に在り、又大字に桑村の名を存す、即郡名の起因地とす、此郡域の中央に當る、

伊豫國桑村本郷、四季御神樂料所、西園寺家永久年中被寄進、神主義久知行、

日吉社領記に見ゆ、此歟。

津宮郷（ツノミヤ）

和名抄、桑村郡津宮郷、高山寺本注、津乃美也○今詳ならず、莊內（シヤウナイ）村大字宮內（ミヤウチ）あり、津宮と相因る所あるか。

世田城址（セタ）

今楠河（クスカハ）村大字楠の嶺上に在り、越智郡の境に近し、延元興國の際、大館氏明の據守したる遺跡とす。初め延元元年、宮方大敗により、諸國離散し、大館氏明伊豫守護職を給はり、吉野より至り、得能氏と諸城を保守す、四條少將有資、土居刑部義助等て至り、伊豫官軍稍振ひ、西南回復すべき形勢あり、已にして義助卒し、細川賴春來侵す、興國元年九月、賴春氏明を世田城に圍み、氏明自殺、四國官軍皆亡す、後正平中、伊豫守護河野通朝、細川氏と隙あり、東豫の地を爭ふ、貞治二年、賴之（賴春子）通朝を世田城に圍み、通朝自殺、子通堯脫走して西海に赴き、南朝に歸順し、文中天授の比歸國し、又賴之と爭戰したり。

(楠)

大八幡□□云、世田山、□□十之六町、有□□百級、上有平地、有□□□□、□□□、□大館□□守氏明□八字、□□□□、□河野□□十七名、□□□、城址在□□、□□□之、□□□□百人、□立數十丈、其東□□□□、□□□□、□□、□□一時保守、不見□一方之□□。□□記云、細川頼春は大館左馬助が籠りたる世田の城に寄よとて、八月廿四日の早旦に、世田の後なる山へ打上り、一万餘騎を七手に分ち、四方より桁つきよせ、□□□木を引□、夜□三十日までぞ攻めたりける、城の内に宗徒の兵岡部出羽守が一族四十餘人は、日比の沖に自害し、其外の□士どもは千町が原にて討死しぬれば、力□□□□して、防くべき様もなかりければ、九月三日□□、大館左馬助十七騎一の木戸口へ打出、□に着たる敵五百餘人を拂へ追下し、防矢させつゝ、一度に□を□る。又南海治亂記云、大館は世田城を□、□國元年、□□、□人□□□□□に之を攻る、九月三日の□天大館□□□木戸を開て打て出、力戦して死す、岡部出羽守一族も皆□死、城は□になり、是よりして細川國中の□方を□□け、河野が□あるを□して□□を□附し、□を引て歸る、其行□由□しくぞ聞えける。○按に太平記の文に、岡部出羽守一族四十餘人は、日比の沖に自害すとあるは、円之江の合戦の時、備前日比浦の海上に□死しけるを曰ふ。然るに世田山□□の□□に、岡部出羽守忠重以下十七人の名あり疑ふべし。○豫章記云、河野□□豫守通治の息男通朝は、□年より在國にて、公□□□□なければ、光明院康永元年、細川頼春大勢にて□□山□□□天河寺に陣を□取けるが、或時周敷郡千足原に打出て、河野一族十七人十死一生の日を取て合戦し、一人不殘討死したり、然共河野一族多かりける間、北條吉岡□□度々相戦、利を失はざる間、□□は相支へて□に、十二三年の後東寺合戦、頼春討死し、頼春の子□□之、

（河原津）自治九年九月の□、自□□□□國へ□取□る□、通□□□田□田山に陣を取、其日十死なりしか其□□に□也、□開る□年六月、□□□□返□□を□中に□入れば、□□□等あり、通朝は城中にて御生害あり、死骸を□北津道場へ取て、□形□禮を□行ける、(今楠河村大字河原津)

越智郡

越智郡

周桑郡温泉郡の北、海水他の三方面を繞る、海中數多の島嶼あり之に屬す、今陸地一町二十一村、島地十五村に分ち、郡□を今治町に置く、人口十三万餘(□高三万八千石)

今の郡域は明治二十九年野間郡を併せたる者とす、野間は西面の地是なり。○和名抄、越智郡乎知と訓む、十郷に分つ、國府も置かれ、越智氏の本據とす、釋日本紀には乎知郡に作る、上古には小市國と稱したり。（乎知郡）小市國は□東伊豫を總稱し、中世に道前五郡と呼びたる者是なり。國造本紀云、小市國造、□島□明朝(應神)御世、物部連同祖、大新川命孫、子致命定賜國造。（小市國）天孫本紀云、物部大小市連公、小市直等祖。姓氏錄云、越智直、石上同祖、饒速日命之後也。○□□□云、按に豫章記豫陽□記等に、孝靈天皇第三皇子伊豫皇子□□伊豫國□□□□に下し玉ひ、三島明神を祭らしめ玉ふ、其子を小千御子と稱す、世々此國に留りて大山積神に仕ける、今の越智氏と云ふもの皆此子孫なる由を載たり、越智氏の系圖諸家皆此説に依れり、されど古書に據なければ信し難し、國造本紀姓氏錄等を考ふるに、俗に小千御子と稱るは、越智の國造乎致命にして、物部氏風早氏の同祖、大新川命の孫なれば、饒速日命の後なること著し、廿四社考曰、風早郡國津比古神社は饒速日命を祭れり、□風早氏の始祖なれば氏神として祭れるなり、されば風早氏のみならず、物部氏越智氏等の同祖にして、國中に□□□□□命をば名付けたるなるべし、越智氏□□□云、□□は孝靈天皇第三皇子に出づと云事信ずべからず、按ずるに神朝に伊豫國不願の徒などありけるを、物部の小致命遣されて平らげしめ玉ひしが、其功績ありしに由て、國造に封せられしなるべし、豫章記に□國主に□□□□、小千御子と稱すとあるは是のみ。

越智氏は其祖小千御子(子致命)子、天狹貫—天狹介—粟□—三□—□武—伊但島—□□守—高□—高箕—□□射、□□之達者、武勇之名□也」と註し、□□□□記に、伊豫國越智郡、有□□人越智益□、□□□□大□、自少及長、□□公□、□□□□と云々あり、河野系□□□□□□に益射□玉射—玉澄—玉氏—氏□□□□□□、□□、三子長は爲世上大夫と曰ふ、□□□□□中大夫と曰ふ、別宮の祖なり、□□□□□下大夫と曰ふ、川乃八河野に同し)の祖なりなど見ゆ、□□記は之に□なり「益射—玉男—□□—□□—守興、大□大□□□、□□□□國越給」とあり、此守□は□□□に

伊豫國越智郡大領之先祖、越智直、爲救百濟遣到軍之時、□□所摛、至□□國、其同八人、同住一洲、□□觀音菩薩像、信敬尊重、八人同心、□□□□、□□□□、□□□□奉請其像、安置舟上、各立□願、□□□□、□□□□、□□□□直□□□、朝廷聞之召問事、天皇□□□所願、□□越智直立郡欲仕、天皇可、然後□□□□寺□□其像、自時迄于今世、子孫相傳歸敬、□□□□□之力、信心之至、

とある越智直に當る、守興の子を玉興と云ひ「敬伊、號伊太夫、亦號伊豫大領、姓小千字、改號越智」と註せらる、玉興の子を玉純と曰ひ、其□□□□、玉□—益男—

眞勝—深明—眞村—眞利—眞方—好方、越智押領使、朱雀天皇御宇、天慶年純友謀叛時、蒙宣旨、遣土佐奴田(ヌタ)新藤次忠勝、取純友首、奉献王城。○國史に散見する越智氏の人々は、豫章記及び系圖に所載なけれど、蓋皆同族ならん。續紀、神護景雲元年、越智郡大領、越智直飛鳥麻呂、獻絁二百三十疋、錢一千二百貫、授外從五位下、又寶龜十一年、越智郡人、越智直靜養女、收私物、資養窮弊百姓一百五十八人、依物賜爵二級、延曆十年、越智郡人、越智直廣川等、七世祖紀博世、小治田朝庭(推古)御世、被遣於伊豫國、博世之孫忍人、便娶越智直之女、生在手、在手庚午年之籍、不尋本源誤從母姓、今請依本、賜紀臣、許之、延曆十年、越智郡人、越智直廣成等七人、改賜紀臣姓。

(道前)

道前(ダウゼン)郡の名目は、豫章記に源頼朝の教書を引き、當時佐々木盛綱に道前の守護職を賜はりしが、河野四郎通信は其後道後七郡の守護を停められ、一國に盛綱に賜ふ由を載す。東鑑、建久六年、越智郡被停止地頭職、是院下依可管掌給也と見ゆるは、盛綱守護の時にや、

伊豫國道後七郡事、爲守護可有管領、道前事者由附佐々木三郎盛綱候也、諸事由合可有沙汰候、得能冠事者勿論也、恐々謹言　　元曆二年七月廿八日

按に道前道後の名義は伊豫の道の口(ミチノクチ)、道の尻と云に外ならじ、但越智郡誌に中道前の稱見ゆ、中道前とは越智野間など其中間の地域を指せるにや。

　　贈家乘、追懷南遊、志慨　　河野　鐵兜
欲弔英雄跡已空、誰將蘋藻薦先公、春風吹淚過知郡、
花落荒山細雨中、

櫻井鄕(サクラヰ)

和名抄、越智郡櫻井鄕、訓佐久良井。○今櫻井村是なり、東は海に至り、三四海里の外に岩島あり、平市島比岐島と曰ふ、南は郡界に畫き、北は高市鄕、西は朝倉地に至る、古の越智國府の地なり、大字古國府(フゴフ)存す、古國府の南に櫻井濱あり、今治町の南二里。

愛媛面影云、櫻井の國府(ゴフ)濱に綱敷天滿宮あり、相傳、昔公左遷の時綱敷の遺趾、豫陽盛衰記に出たり、外に考ふる書なし、本は古國分村と櫻井村との境の松原なりしを近世文政に新に御社を海濱に造立せり、宮殿の結構殊に麗し、後世神社の頽廢せるもの多し、此神社のみは古に勝りてめでたし。

古國府(コゴフ)

今櫻井村の大字に古國府と云地あり、東宗を鄕濱と呼ぶ、鄕(ガウ)は國府の訛なり、和名抄、伊豫國府、在越智郡、延喜式、行程上十六日、下八日、海路十四日と見ゆ、又越智郡とあるも此にして、即櫻井鄕の地とす、近世國府の字を國分に改め、國分寺舊址と疑似の惑を生せしむ。

府中城址(フチウ)

越智氏の故墟にして、蓋小市國造越智直以降の當國なり、爾元中四條有資任國司下府し、脇屋義助と共に此に據り、南海の義兵を督勵す、義助陣中に卒す、其草在り、天正十五年、福島正則湯月(ユヅキ)城十一萬石に封せられ、古國府に移住し之を修造す、十八年正則轉封、國府七万石は小川土佐守祐忠に賜ふ、祐忠慶長五年西軍に黨與し、因て除封せらる、藤堂高虎來り今治に城き、本城を毀壞す。○愛媛面影云、國分山(コクブヤマ)は國府城是なり、近き頃城山の麓、脇屋塚墓より一町許東に地を掘り、和同開珍の古錢一甫を獲たることあり、豫陽盛衰記に曰、延元五年、脇屋刑部卿義助を吉野殿より四國の大將として、今張の湊に着玉ひて、當國越智郡國分城に入玉ふ、其後天文の頃、村上掃部武吉と云人、河野家十八將の一人にて、此城に居住せしが、天正の亂に毛利氏の旗下と爲り禍を免れたり、其後又福島正則當城を取立玉へり、慶長年中、藤堂侯今治築城の時、當城の礎を移し給へり、山上に松樹を植立て、遠境より望めば冊章に似たり、因て俗に唐子山と名く、四方石垣殘存して古瓦夥し。○按に、豫章記、正平二十三年、河野通直(一名通堯)筑紫より歸國しけるに、敵は惠良城に楯籠る、九月六日、府中の細川勢菊島に出て拒きけるを、通直一戰して追落し、十六日、惠良城退散し、廿九日出府せらると記す、當時國府は尚一國の重鎭なりしを想ふべし。

(國分山)

脇屋義助墓は國分山の西麓、國分寺の東二町、字谷口(タニノクチ)に在り、碑高五尺「脇屋刑部卿源義助神廟、曆應三年五月十一日」云々と刻す、其傍の一石に貝原益軒撰文を載す。○太平記云、曆應三年、脇屋刑部卿四國西國の大將として、熊野浦を出船し、備前兒島より、四月廿三日、伊豫國今張浦に送り着け奉る、大館氏明は先に守護に補せられしかば、去年の春より當國に居住してあり、又四條大納言隆資の子息少將有資は、此國の國司にて、去々年より在國せらる、土居、得能、土肥、河田、武市、日吉のものども多年の宮方にして、東は讚岐の敵を支へ、西は土佐の畑を境ひて居たりければ、大將下向に彌勢を得て、其威遠近國に振ひ、四國は申すに及ばず、備前備後安藝周防乃至九國の方迄も、又大事出て來ぬと言ぬ者こそなかりけれ、斯る處に、五月四日國府に居られたる、脇屋殿に病を受けて終にはかなくなり給ひけり。○南海治亂記云、曆應二年九月、北國の官軍敗れて、義助越前を去て吉野の皇居に參ず、同三年に義助四國西國の官兵大將軍を給て伊豫國へ下し給へば、豫州の宮方力を得て、得能彌正小彌を大將として大軍を擧げ、河野四郎通朝が居城河江に押寄て圍んとす、河野守ることを得ずして退散、河江城の陷りたるに由て、阿波の大西讚岐の羽床隊合せて國中を灌ほす、讚州十河十郎、三谷八郎、神内右衛門尉宮方に服せしめしかば、義助讚州へ攻入んとする處に病に罹り豫府に於て卒去し玉へば、宮方に服

從したる者共燈火を消して暗夜をたどるが如し云々、土居相伊[illegible]に[illegible]りて[illegible]ぬ、さる故に今世實を[illegible]たる此[illegible]は[illegible]なりと云ふ。（史[illegible][illegible]云、[illegible]伊[illegible]にて死せしこと、太平記に見ゆ[illegible]にして、別に考ふべき證なし、得江文書に曆應四年七月[illegible]前に居れり、其後伊豫に赴きしにや。

國分寺　櫻井村大字國分に在り、國府城址の西十町、今眞言宗なり、四國[illegible]五十九番の札所なり、當國寺は寬政十三年の[illegible]造なり、續紀「天平神護二年、伊豫國人、大直足山、私稻七万七千八百束、[illegible]二千四百口、[illegible]田十町、獻當國國分寺」とも見え、延喜式「伊豫國、國分寺料四万束」を載せたり。

[illegible]云、國分寺は創立千載の久しきを經し事故、或は兵火に[illegible]失て、今に存せるもの佛體はいざ知らず、鐘を始め什器も皆後世の物にて、古寺の證となすべきものなし、但昔の塔の跡なりとて、田中に大礎殘れり、石の大さ凡[illegible]四分、上に[illegible]の口あり、そこ數十一、長曾我部元親の[illegible]に燒失たりと云ふ、[illegible]古十[illegible]に、此國分寺法[illegible]尼寺の間なる地に[illegible]出せる[illegible]を[illegible]せたり、尼寺は[illegible]寺の南なる山際に、法[illegible]寺と號する[illegible]宇存す、更に古のさまなければど、國分二寺の其一なり。

續左丞抄、天曆二年官符、

（上缺）堂舍[illegible]亡已了、僧[illegible]方[illegible]、[illegible]出御[illegible]佛[illegible]、[illegible]法華金光明寺相去五[illegible]許、法華寺在北、金光明寺（中缺）吹火發[illegible]向南、其[illegible]尤在（中缺）數ヘ失[illegible]、走向件寺各（中缺）方今安置佛像、[illegible]件寺、（中缺）國司須早[illegible]其[illegible]、而去[illegible]之上、（中缺）亡[illegible]之民、不堪早造[illegible]件[illegible]寺、在[illegible]久[illegible]、去府十[illegible]町、佛[illegible]大、[illegible]（中缺）[illegible]官裁、因[illegible]國[illegible]、以件道[illegible]寺、[illegible]法[illegible]寺之[illegible]、令[illegible]御[illegible]、（下略）

今按に本書文多く缺くと雖、尙大略を取るべし、但しその久米[illegible]道[illegible]とあるは不審、久米は國府を去る數里の遠に在り、且[illegible]内に道[illegible]、もしくは尼寺[illegible]址あるをきかず。

朝倉鄕　和名抄、越智郡朝倉鄕、訓安佐久良。（今上朝倉村、下朝倉村是なり、櫻井鄕の南、新谷鄕の南、[illegible]部鄕の東とす。（延喜式、越智郡名神大社、多伎神社、今大字古谷に在り、[illegible]宮と稱し、社より十町ばかり[illegible]て、川上岩と云ふ奇岩立つ、村民雨を乞ふ時、此岩を[illegible]れば必[illegible]ありとぞ。（[illegible]）

朝倉鄕内、久松方地頭職分米、貳百伍拾參石事、爲寺料足、任先例、可被致[illegible]沙汰之狀、如件

康安二年十二月　善恩

朝倉の矢別八幡宮は一村の鎭守にて、越智氏の祖大狹貫を祭ると傳ふ、又村中に野々瀨と呼ぶ地あり、塚穴其山際にはそりそこかしこに立ち並ぶ、塚穴の大なるは幅一間高一丈長七間許り、小さきは長さ三間ばかりなり、四方石垣を築立て上に大石をもて引きわたしたり、その上に土を高く覆ひて、小山の如し、松など生ひたり、里人は上古の世に人の住みけん跡なりといへど、さる物にはあらで、昔貴人を葬りし墓たるべし、大小凡四五十許りもあり。

新屋鄕　和名抄、越智郡新屋鄕、訓爾比也。（今清水村是なり、大字新谷存す、東は高市拜志鄕に至り、西は高橋鄕に至る、惣社川其北を流る。（延喜式越智郡伊加奈志神社、今清水村大字五十嵐に在り。

淨寂寺　清水村の北、松尾山の下に在り、禪宗、舊名能寂寺、足利家の文書、河野氏數代の寄附狀等今猶存せり、また[illegible]治[illegible]本國[illegible]每々此寺に立寄せ給ひ、隨[illegible]和尙と[illegible]答せさせ給ひし詩數首あり、中に「重過淨寂禪林和[illegible]道人所呈一律曰、[illegible]月迎春早、好風及野棠、[illegible]心[illegible]、山遠[illegible]、[illegible]句、[illegible]行、[illegible]心[illegible]不[illegible]、一[illegible]（[illegible]）

惣社川　三方森山の北、楢原山に[illegible]し、東北流[illegible]六里、今治浦に至り海に朝す、大[illegible]立花村大字[illegible]生に[illegible][illegible]と呼ぶ小祠あり、[illegible]中第一の長[illegible]とす、此川を[illegible]社川と名つけたる由は、昔は國府に惣社と云ふを立て、國司神拜の所と定められたるが、此川邊に其社のありけるに依りて、惣社川と名附たるなるべし。

高市鄕　和名抄、越智郡高市鄕、訓多介知。（今日高鄕に合同し、富田村と改む、大字高市存す、櫻井鄕の北に接す。[illegible]豫章記云、新居と云ての後、二三代過て、兄弟の別有けるを高市と云、其孫元[illegible]北高市武者所清儀、同五郎友儀と云者あり、[illegible]州生田森の攻口に、[illegible]弓勢の[illegible]有けり、清儀が子孫は吾河鄕に[illegible][illegible]するを、吾河と云ふ。

拜志鄕　和名抄、越智郡拜志鄕、訓波也之。〇今高市鄕に合同し、富田村と改む、大字東村北村の名は、東拜志北拜志の[illegible]なる由、一書に見ゆ、北は立花鄕に至る、[illegible]記に、新居の一[illegible]八村の一を松木と錄す、今富田村大字松木[illegible]是なり、別に[illegible]あり、櫻井國府在任の一族を指せるならん。

（松木）

立花鄕　和名抄、越智郡立花鄕、訓多知波奈。（今立花村是なり、大字[illegible]存す、惣社川の南岸に在り、延喜式、越智郡[illegible]木神社は立花村大字八町に在り。〇東鑑に見ゆる伊豫御家人河野通の中に、江四郎[illegible]任、江[illegible]任あり、江はごうとよみ、鄕に同しかるべし。

（鄕）

鳥生　今立花村の大字なり、伊豫二名集云、

伊豫國御家人鳥生又三郎[illegible]申狀、自[illegible]去建武五年七月十七日、新居[illegible]以後、於[illegible][illegible]致警固、同九月七日御[illegible]向西條庄、追[illegible][illegible]城、而陣於[illegible]武山、致[illegible]、[illegible]大將[illegible]郞被見知之、終以後十四日、令[illegible]落畢、同十五日侍大

將相共、打出西條庄、發向所々、同晦日、打入朝倉高市、構要害於宮崎之處、十一月廿五日、自府中凶徒等寄來之間、馳向彼合戰、自高市鄉竹林寺、追返佐禮山、追籠龍岡城、自鴨部中村燒拂所々、攻入府中、追打凶徒八幡山之條、庄林又七郎所見也、同廿七日、御發向府中之時、致合戰之忠、追籠凶徒於佐波龍岡兩城之條、三島善五郎所見也、然者早爲後證、欲下御判、以此旨可有御披露、恐惶謹言

曆應元年十二月　越智　貞實

按新居郡は新居濱の邊歟、庄司山は豫章記に生子山とあるに同しかるべし、新居郡立川山中とす、鄉は立花村に遺り、德項は今清水村と改む、佐禮は鴨部鄉内にあり、佐波詳にし難し。○又集古文書

可早令引募三島宮封戸田一烟事　越知貞實所

右任先例以友國名内立花鄉等可引募之狀如件

貞和四年十二月　惣田所　紀朝臣

康應元年、沙彌覺道寄進狀に「三島社、御鉾大明神田畠地事、合參段小者、在小千立花鄉内垣木里廿坪」云々。

高橋鄉

和名抄、越智郡高橋鄉、訓多加波之。○今日高村是なり、大字高橋存す、新谷鄉日吉鄉の西に在り、類聚國史、延曆十年、伊豫國獻白雀、授介從五位下、高橋朝臣祖麻呂、從五位上、此祖麻呂は本鄉に住止したるより、鄉名を立てし歟。○延喜式、越智郡大須伎神社は今高橋鄉の田中に立たせたまふ由、愛媛面影に見ゆ。三島社嘉曆二年文書に「可早令領知伊與國高橋別名、延松名一分名主職事、右名田居者、故祝小三郎安定跡也」云々と見ゆ、亦此とす。

彌熊　高橋鄉の地名にて、今伊豫熊野社在り、前太平記に伊豫國熊山の海賊澤太郎とあるも此にや、三才圖會に、伊豫熊野權現は鳥羽院御宇に神託あり、里民之を勸請すと錄せり○愛媛面影云、昔澤熊六郎行恒紀州熊野神を當國に勸請して、彌熊權現と崇むと云、今高橋村の山上に祭る所是れなり、此行恒は彌熊を氏とせり、東鑑伊豫御家人三十二人の内、彌熊三郎賴行と云ふ人は、此裔なる由豫陽盛衰記に見えたり、其後山崩れ社も埋れて其古跡を知るなかりしに、寛文九年今治侯の夢に白衣の神女來告曰「我彌熊權現也、時其至矣、道正復矣、又曰若見古鏡、即吾矣」と覺て不思議の事に思はせ玉ひ伊豫熊の山を探りて、土中より古鏡二面（今兩に鳥有り）及靈鏡石各一個を得たり、石面に經文を彫て末に天承二年壬子八と誌したり、仍一社を再建し賜へりとぞ。

鴨部鄉

和名抄、越智郡鴨部鄉、○今鴨部村、九和村是なり、高橋鄉の南に接し、惣社川の上游に居る、文德實錄云、嘉祥三年、伊豫國力田、物部連道吉、鴨部首福等、叙位一階、道吉等傾家私産、販贍窮民、故有此恩。此鴨部首は鴨部同祖にて、越智の庶流にや、豫章記に、伊與皇子十五代孫を、鴨部大神と號すとある事參考すべし、延喜式、越智郡大野神社鄉内に在り、（今九和村大字大野）之を三島若宮鴨部明神と稱す

（大野）

伊豫國鴨部庄内、延松良光兩庄、田畠山林等名主職事

右兩名主職者、依爲三島社大祝大夫安親本領、支證分明、兵部卿親王宮御知行之時、令安堵之上者、任彼御時之安堵之旨、永代無相違、令領掌、有限御年貢以下、無懈怠可致其沙汰之狀、如件

延元貳年十一月十九日　散位平貞政

鴨部鄉内に古寺社多し、[illegible]寺は今眞言宗を奉し、光林寺と號す、河野家の菩提所なりとぞ、作禮山法樂寺は本尊釋迦立像五尺四寸、天竺佛と稱す、作禮山遍仙寺は下項に錄す、石清水八幡宮は八幡山に建つ、豫章記に源賴義國司の時、河野親經其命によりて、當國八所に八幡宮を勸請すと曰へり。（愛媛面影）

仙遊寺　鴨部村大字別所に在り、眞言宗を奉す、寺の麓に池あり、池畔に犬塚と呼ぶ古墳あり、山をば作禮山と唱ふ。○愛媛面影云、此寺は四國巡禮五十七番札所なり、本尊の觀音は何人の作なることを知らず、緣起に龍女一刀三禮の作なざいへり、本堂度々災に罹れり、今の存せる者我今治藩公の建立せさせ玉へる所なり、山上に天智天皇陵と云ふ者あれど、固より附會の妄說なり、此寺に足利家河野家數代の文書、竝に正岡左衞門大夫得能下總守等の寄附狀多し。○按に此觀音堂は豫章記に見ゆる越智直が建てし者歟、此事今昔物語にも述ぶる所あり、曰「今は昔□□大皇の御代に、伊豫國越智郡の大領先祖に越智の直と云者ありけり、百濟の破るゝ時に、國を助けん爲におほやけ數の軍を遣す中に、此直も遣れけり、直彼國に至て助けんとするに、得堪へずして唐の軍の方に取られて、唐の國に將て行く、此國の人八人、同く一の洲に籠め置たれば、泣き悲む事无限、其時にして、觀音の像一躰を見付奉りたり、心を致して念し奉る樣、慈悲を垂給て我等を助て、本國に至しめ給へと（中畧）而る間自然に西の風來て船を射るが如く筑紫に吹着たり、喜びなから岸に下て各家に返ぬれば、妻子此を見て、喜び合ける事无限、事の有樣を語て貴びけり、其後公に此を聞し食して、事の有樣を被召問に、有し事を不落、具に申す、此を公聞し食て哀び貴び給て、申さん所の事を思み給はんとあるに、越智の直申して云く、當國に一の郡を立て、堂を造て、此觀音の像を安置し奉らんと、而るに公は申すに可隨き由仰下されぬ、直申し如く郡を建て堂を造て、其觀音像を安置し奉けり、其より後、今に至るまで、其子孫相傳へつゝ、此觀音像を恭敬し奉る事不絶、亦其國の越智郡此より始りけるとなん、語傳へたるとかや。

（作禮山）

鈍川

（龍岡）

今鈍川村と曰ふ、惣社川の水源にして、龍岡村と共に一壤を成し、楢原山を圍む、楢原山の南は三方森山に連接し、越智周桑溫泉三郡の交界に當る、丹生川は一

名に云々曰ふ、神鳳抄「伊豫國三ヶ御厨、臨時祭料、土佐門前祭主領」とあるは此地なるべし。○愛媛面影云、楢原山は越智郡第一の高山にて、東は鈍川、西は楢岡に連り、嶺上に蔵王權現を祭る、牛馬を護らす神なりとて、近民信仰して詣人多し、鈍川千疋か峠傳か峠等、登山の道あり、樫の大樹多し、別當光林寺、昔弘法上人此山にて祈雨の時、奇瑞ありける由人口に膾炙す。

(山原楢)

日吉鄕（ヒヨシ）

和名抄、越智郡日吉鄕、訓比與之。○今日吉村、今治町是なり、蒼社川の北、高橋鄕の東に在り。延喜式、越智郡姫坂（ヒメサカ）神社、日吉村に在り、一書に此社を名神大と注す、神祇志料は之を刪去せり。○太平記、延元四年、四條少將有資朝臣、伊豫國に下向ありしかば、多年志を行宮に通はし奉りける、土居、得能、土肥、河田、武市、日吉の者ども隨ひ奉りける由見ゆ。

別宮（ベツク）

村名と爲す、東鑑に別宮氏の人を見ゆ河野黨なり、今日吉村へ併す。愛媛面影云、別宮は三島明神也、和銅五年五月、郡大領越智玉澄、三島明神を越智郡日吉鄕に勸請す、其後天正元年、來島三郎九郎通總再興すと云ふ、豫陽盛衰記に、三島の供僧廿四坊の内中の坊以下の八坊を分て別宮の供僧とし坊舍を建と云、今は皆絶して南光坊のみ殘れり、此南光坊は三島明神の前札所なりと、或說八幡宮は別宮の南に在り、昔今治城中に在りしを此に移し、今治城下の產土神とす、實は越智氏の祖神にして、大濱八幡の類なるべし、此郡社は其傍に在りて、樹下明神とも曰ふ、豫章記に依れば樹下明神は宇摩大領玉純に當り、豫陽盛衰記に依れば、越智大領益躬に當るす

今治（イマバリ）

又今張に作る、今今治町と云ふ、戶數五千、越智郡衙の在所にして、來島海峽の東口に當るを以て、航運の便多し、多度津の西四十海里とす、近代には松平氏（松山支藩）の城邑たりき、松山市を距る十二里。

今治城址（イマバリ）　今治町の南に在り、中に吹揚城を置く。○愛媛面影云、今治は慶長五年藤堂和泉守高虎（封高二十万石）國府城を移して築造し、十三年高虎伊勢に轉封あり、城主中絶しけるが、寛永十二年松平美作守定房（松山藩祖定行弟）勢州桑名より更に此城に移り玉ひしより以來、しかも其姓を交へず、二百有餘年連綿として相續し玉へり、今治昔は入海にて、鳥越村の邊まで潮汐來往せしを、あらたに築留たるに依りて、今治と名くと云、治は[illegible]の義なり、山海ともに便利を得、舟車朝夕に輻湊して、最繁榮の地なり、領高三万五千石。

(張今)

按に太平記云、元弘三年二月四日、伊豫國より早馬を立てて、土居二郎得能彌三郎宮方になりて旗を揚け、長門探題時直を逐落しければ、四國の勢悉く土居得能に屬する間、其勢漸に六千餘騎、宇多津今張の湊に船をそろへ、只今攻め上らんと企て候ふなり、御用心あるへしとぞ告けたりける云々、（宇多津不審也）又曆應三年四月廿三日、脇屋義助は黑島より伊豫國今張浦に着船す、大館左馬助氏明は去年の春より當國に居住してあり云々。

近見（チカミ）

今治町の北を近見村と曰ふ、近見山あり、山麓の部落を石井と曰ふ、河野一族重見氏の舊邑なり、山上に三島神を祭る故に又明神山と呼ぶ、石井の北を大濱と曰ふ、來島海峽の西側を爲し、能島（今大島とも云ふ）は二海里東に在り。○豫陽盛衰記云、重見因幡守通[illegible]は河野十八將の隨一、先年京都合戰手強働き、三好筑前守元長兒子に腹切せたり、其嫡男得能志摩守通實、次男重見攝津守通遠として家督を相續して、河野譜代の一族也、其嫡子因幡守通種、次男近江守通遠、三男美濃守通次也、然るに通種奔出以後、二男通遠家名を相續し、彼亂の御通直[illegible]に討れたり、通宜通直父子和平の後、三男通次を以て家名を立て、其後重見孫七郎家を相續し、岡神山の城に居住して、天正十三年小早川隆景に攻落され、夫より浪士として永く民間に落けり。二名集云、重見三年三月、府中石井山之城主重見因幡守通村[illegible]、遂令事有、仍村上右衛門通康[illegible]、[illegible]取、城兵敗[illegible]子石井山城[illegible]、[illegible]籠防戰、[illegible]手日々増勢、城上夜半失之間、[illegible]、乘夜遁去防州」

大濱（オホハマ）

今近見村に合併す、西は波止濱（ハシ）と一丘を隔て、共に來島海峽に臨み、[illegible]口を扼す、其岸崎を伊賀山と曰ふ、新田氏の驍將篠塚伊賀守世田落城の後、此地より魚島（今弓削島村の所屬）に航し、後又此に歸り歿せりと傳ふ、近世は今治藩此に砲臺を築きたる事あり、近年又來島海峽の防地帶に編入せらる。

愛媛面影云、大濱宮は、越智玉澄小千御子を祭る、昔神輿三體ありけるが、其一體を大島[illegible]、渡すとて、鳴戶の渦淵へ沈めたりと、此八幡は小千御子たる事、豫州盛衰記に見えたり、或人曰く大宮、若宮、御旅、[illegible]其外諸社祭る所の神、八幡にあらざる如し、然るに八幡と號する不審なり、答曰、天正年中河野も共に[illegible]、[illegible]生以來豐後大友義統が麾下たり、其頃大友は外宗門に歸し神社佛閣を亡す、但八幡宮は氏神たるに依て[illegible]之、當社八幡の額を掛て其禍を逃く、當地は[illegible]生以來國中の其[illegible]大友が下知に隨ふ、依て此の如し

給理鄕（キヒリ コホリ）

和名抄、越智郡給理鄕。（今詳ならず、[illegible]國に給理郡ありて、延喜式岐比佐と訓む、此も同訓にて岐比利にや、不詳、高山寺本には吉比利と訓したり。

三島（ミシマ）

伊豫越智郡と安藝國の間なる海中に散在する群島の總名なり、今伯方島中、生口島（イクチ）、大三島等は安藝國豐田郡に編入せらると雖、本島は地理歴史の關係に由り、之を伊豫國越智郡に屬く、昔河野氏衰へ、毛利氏瀬戶內の海權を掌握せる頃、諸島の海賊衆[illegible]後皆毛利氏に屬し

毛利削封の後、其數島尙藝州に依附せる者とす。○此島は越智氏の氏神大山積の鎭坐する所なるを以て、尊敬して御島と曰ふ、御三國洲通ず。其大なるを擧くれば大三島、能島（又大島）伯方島、弓削島、魚島、生名島、岩城島、生口島、高根島、佐木島、大下島、大崎上島、大崎下島等なり。東は備後灘因島に至り、西は安藝灘蒲刈島に至る、三十餘海里の間に散布す。其島嶼の間、海水狹くして細溝のごとし、奔潮太だ急にして舟行に難し、又往々岩石沙堆の岩と隘口を塞くあり、大略常航路は南備に在りて、來島海峽を以て第一と爲す、北備には三原海峽より、柳瀨戶に通ずる航路あり。而て諸島間を南北に通ずる者は、西に鼻島瀨戶、中に大下瀨戶、東に花栗瀨戶、伯方瀨戶あるのみ。溫泉郡の忽那諸島に對し、三島を上島とも唱ふ。三島は今三十一村（越智郡十五村、豐田郡十六村）數万口の民居あり、中世には能島來島村上の諸氏島人を率おて、海賊衆と號し、河野家を輔翼し、備後の因島をも併有し、安藝の沼田郡に及ぼし、隱然たる一海國たり、乎知郡御島の神の事は、釋祀所援の古風土記に載せ、越智諸族は之を奉して其家を起す、蓋海上有緣の濃なるべし、河野家の衰ふるに及び、安藝の小早川氏に踏有する所と爲り、遂に毛利に歸す、來島氏は天正文祿中尙故部を督し水軍に從事せしが、慶長五年豐後國森に轉封せられ、三島海賊の遺俗亡ふ。○豫章記云、承久兵亂により、河野通信も君の御方參引、當國他國領五十三ヶ所　公田六十餘町、一族百四十餘人皆悉沒收公說、中にも三島七島社務職等は全く他の綺障不可有事なれ共、京都より善家の者進止せらる事、誠に無念の次第也、善三島と云は飯尾の末葉也、結句又小早河は善家を追退て存知する事、更に以て無相子細なれ共、是ぞ通信神慮に背被申ける失也とぞ。○三島は和名抄に御名を缺くに似たり、越智郡給理鄕、又は濃滿郡神戶鄕と云者に當る歟、詳ならず。

能島（野島）（大島）（宮窪）

藝海接豫海、群島似犬牙、島間海爲淵、渡船小於瓜、

五言　址庵

又野島、乃島に作る、今大島と呼ぶ、龜山、津倉、大山、宮窪の四村に分つ、今治町の東北二海里を隔つ、面積二方里、戶數二千五百、來島海峽の東側を成す、最高峰を泊山（念佛嶽）と曰ひ、高千三百呎、山谷紛錯し、岸邊危岩多し、西岸に津倉村本莊港あり、東北岸に宮窪港あり、宮窪卽一島の首村なり。

愛媛面影云、能島の城趾は宮窪村の海岸に在り、抑能島來島因島の三家は、數代船軍に練習して、種々軍功あり後世の兵家船軍の事を說くもの、此三家に依ると云ふ、俗に三島流と唱ふる是なり、南海治亂記に豫州海島賊には、能島に村上兵部太輔、岸の城には村上河內守、久留島には久留島信濃守云々と見ゆ。○豫章記云、貞治二年四月、僧あり能島城に來て高崎落城を語りければ、今岡通任村上三郎左衞門義弘同意し、得海浦に押渡る、中村十郎左衞門尉は久枝北方の所緣たる故に、義弘と同心し河野六郎通直を能美島へ下退、此後海の事露顯の間、細川方より討手を差向、時に義弘新居大島に居住しけるが之を退出し、國を離れ據を失ふ、其後正平二十二年、西海より歸國。○南海治亂記云、明國世宗嘉靖年中に方り、倭國西國に攻入て、其海境を侵す事あり、是れ薩摩、肥後、肥前、博多、長門、石見、伊豫、和泉、紀伊の賊船なり、伊豫の能島、來島、因島の氏族將帥と成て諸州を誘き來らするもの也、各八幡宮の旗を立て、洋中に出て、西蕃の市舶を侵し掠めて、其財產を奪ふ故に、其賊船を稱して八幡船と呼ぶ。野島流兵學船錄口義云、八幡は當流の船號なり、八幡の文字を用ることは、八幡は武神なる故に、戰守護の意を以て、乃島にて是を用ひたり、是をばバハンと云ことは、異國の音なり、乃島は異國へ每々渡海せしことあり。○按に能島氏は村上とも稱す、河野同族の家なり、然るに諸書或は村上の祖先北畠（村上源氏）の後裔と爲す、信ずべからず、但此村上氏の本據は新居郡大島村と云もの、豫章記に其徵あり、然らば新居大島を本として、諸海島にまて蕃衍せる海民と爲すべし、又此海民が毛利氏に降附したる次第は、豫章記に見ゆるが、其他にも見ゆ。毛利元就記云、元就既に雲州尼子を退治し本望を逹す、此上は上方の手遣、海上不任心しては不可叶、伊豫の河野引入度候、然れば隆家長女は元就が孫也、隆家同心に於ては河野を聟にとり、國を摩度候と宣ければ、隆家承て、かく思召の上は可任御意と申さる、元就感悅なされ、河野常信を聟に成し給ふ、野島久留島いよ〱馳走仕り、海上自由になりぬ。（常信は通直と同人歟）安西軍策云、弘治元年九月下旬、毛利元就嚴島向の地の御前火立岩に陣を居給けれとも、陶大勢なれば勝敗如何有んと、諸軍安からず思煩ひ、嚴島の神主に陣、毛利家必定の由告來れと篤に賴ければ、神主領掌、頻元就朝臣の陣に來、昨夜不思儀の靈夢を蒙り候、御軍は利不可有疑と申ければ、諸軍士悉に氣を直し、彌勇み進けり、爰に伊豫國住人、能島掃部助武吉、久留島道安とて武勇強丈にして、特に船軍に達せる侍あり、陶よりも以文加勢を請、元就よりも乞ければ、兩島僉議して毛利家へ加勢に決定し、大船二百餘艘に取乘漕下る云々。○能島の村上氏、慶長五年毛利家削封の時、故部を舉けて防州屋代島久賀へ移り、三田尻の船隊を管理したりとぞ。萩港記云、毛利家の御船手昔は七組と云ふ、後三組と爲る、村上掃部、浦孫兵衞、村上三郎兵衞の三組なり、其後は兩村上計になる、野島は村上圖書の家なり、因島は村上左衞門の家なり、久留島は將軍家へ簡心なり云々。○又朝鮮の海東諸國記に「貞義、戊子年、遣使來朝、書稱伊豫州鎌田關、海賊大將源貞義、以宗貞

國接待」と見ゆるも此島の土豪ならん。

（木庄）

從爾雜事記に　伊豫國大島莊の名を載す、能島を指すか、津倉村に大字木庄（ホンワヤウ）の稱を遺す、木庄の西に小島あり、津島と曰ふ○三代實錄、仁和元年、授伊豫國門島神從五位下」とあるは津島の神なるべしと云ふ。

伯方島（ハカタ）

能島の北一海里、面積一方里、戸數一千三百、東伯方西伯方の二村に分る、其西岸と大三島の間を花栗（ハナグリ）瀬戸と曰ふ、東岸と岩城島の間を伯方瀬戸と曰ふ、木浦（キウラ）を一島の首部とす。○三代實錄「貞觀二年、伊豫國伊方神授位」今西伯方村の伊方（イカタ）浦に在り。

（木浦）

過鼻挾瀬戸　　過　能隆

幾浪瀬々響似雷、一篙搖動夢魂驚、海岸忽狹岸相逼、帆背斜傍落日開、津樹春娟白舟來、前山直欲壓人來、質鬼又出滄溟外、万里長風直快哉、

藝行役日記云、（明和四年）申の刻より東北の風に帆を揚て日比を消出す、深南に金毘羅山を望み、日くれて終夜順風にて走りければ、鞆の七島、水島灘二十三里を夢中に過て、伊豫の鼻ぐりの間に曳舟を留む、十月朔日の良刻也、其日海五里行き、安藝の御手洗島にとまる。

花栗瀬戸（ハナグリ）

水路誌云、大三島と伯方島の間にあり、其中央に於ては一箇の礁なし、然れども漲潮時を除く外は、潮流猛烈なるが故に、普通の場合の外取るべき所に非ず。○花栗瀬戸の西側、大三島の村落を瀬戸崎村と云ふ、瀬戸の幅員は四百間許に過ぎず、來島海峽の北より伯方瀬戸に入る者之を過ぐ。

伯方瀬戸（ハカタ）

伯方島大三島を西側と爲し、生口島、岩城島を東側とす、安藝國忠海（タダノウミ）港より備後灘に赴く者之を通過す、陰嶮は伯方島の東角首埼（ツバ）と、埼端なる醫島の間に在り。

岩城島（イハギ）

方伯島の東一海里、伯方より稍小なり、赤穗根島、□島等其南に依附す、今岩城村と稱す、人口四千、鹽田多し。

いよの海いはきの島は我なれや浮事からき鹽のみぞやく（夫木集）　洞院左衛門督

生名島（イキナ）

岩城島の東に在り、南北一里、東西數町、人口千五百、今生名村と稱す、因島（備後御調郡）は更に其東北に横たふ。

弓削島（ユゲ）

生名島の東南一海里に在り、長一里半、廣數町、人口四千、弓削村と曰ふ。東寺文書、乾元二年、伊豫國弓削島莊見ゆ、此なるべし、佐島（サシマ）其南傍に在り、又東南數海里の間に三四の島嶼あり、皆弓削村に屬す、其著名なるは魚島、高井神島の二とす。

魚島（ウヲ）

一名沖島、弓削島の東南凡七海里、方數町の孤島なり、太平記に見ゆる（曆應三年、世田城落る時）篠塚伊賀の航行せる讃岐島即此とぞ。同書云、追懸たる敵二百餘に六里の道を渉送て、其夜の夜半計に今張の浦に著きたりける、自此舟に乘て讃岐島へ落ばやと思し、船やあると見るに、船數多あり、是こそ我物よと悦て胄着ながら浪の上五町許りを泳きて、或る船に飛破と乘乘る、水主楫取驚くを、是は宮方の落人篠塚と云者ぞ、急き此船を出して我を隱岐島へ送れとて、二十餘人めくる立ける碇を安々と引擧げ、四十五挺ありける櫓を輕々と押立て、屋形の内に高枕して、鼾（イビキ）かきてぞ臥たりける、水主梶取ども之を見て凡夫の態にはあらじと恐怖して、則ち順風に帆を掛けて隱岐島へ送て、後暇を請て歸りにける。○水路誌云、魚島一名沖島、島周陸岸、島内耕地多く、北に部落あり、人口約九百、高井神（タカヰカミ）島は沖の島の西方一海里六鏈にあり、尖峰高八九○呎、遠望顯著なり、沖の島と高井神島との間は、内海航路にあたり、鞆及來島兩瀬戸の中央に居る。

（高井神島）

生口島（イクチ）

今安藝國豐田郡に屬す、東は因島、南は岩城島に接す、水道纔に數町を隔つるのみ、島蜒□頂を成し、各千五百尺、北西岸に□□□□し、東大なる鹽田あり、島周六里、面積二方里餘、今戸數二千七百、一町五村に分つ、佐木島、高根島其北に在り。○□□通志云、生口中野村（今北生口村）の生口山城は、生口孫二郎景守の所保とぞ、景守は伊豫河野家の幕下にして、後毛利氏に屬す、陰德太平記の□島合戰の條に其名見えたり。

瀬戸田（セトダ）

生口島の北岸に在り、海灣にして今瀬戸田町と曰ふ、戸數五百、瀬戸田の西に高根島（今高根村と曰ふ方十餘町の島也）あり、細江僅に二三町許、舟楫此間に繫泊す。○藝藩通志云、瀬戸田西は海に臨み、北に□を對れ、地南に連り海關に接く、此地は島の中にても、永享年に營む、居民は販商漁獵、舟運などあり、古は船千石以上廿艘もありしが、今は其儲なし、向上寺、觀音山と號す、寺記曰、初は足利家□□所たり、□□中□土の禪山寺に付たりとて、更に諸堂を營み、其景致を寫せしといふ、塔も永享年中所建なり、僧一笑が向上寺塔記に見えたり、塔の圖の景光も付なり、觀音堂寺の傍に、將軍元信所畫の四天王の像あり。

御寺（ミテラ）

今南生口村と改む、島の南岸に在り、岩城島に向ふ光明坊と云ふ古刹あるを以て、此名あり。○藝藩通志云、御寺光明坊は、今佃客山實蓮寺三昧院と號す、寺傳曰、御白河院の皇女□□□して尼となり、法名如念と稱せしか、松虫鈴虫といへる侍女二人を伴ひ（松虫は法名妙智、鈴虫は法名妙貞、ともに今出川左大臣殿の息女といへり）此寺に寓居し給ふ時に、本朝佛首叡光の事ありて、天聽に達しければ、光明三昧院の□額を賜ひ、當島を寺田に附せらる、如念尼公其□□法然を迎へ□□ありし時、法然其肖像及び如念尼の像を刻す、寺内の白□□も其所栽といふ、慶長年中、京師黒谷□□、後、法然肖像は彼寺に入る、如念尼公の墓あり、又十三層の石塔あり、長□

丈八尺、是永仁二年僧忍性所建なり、此塔大風に顛れ、寛永中再造せり、古は當島不殘その所領にて、毛利家の時は一島一村也とぞ、今は五口邑を食む、按に後白河六皇女ありて、式子内親王、建久八年、藏人兼仲曾勸心の事に坐して、京外に處けらるべきを措置れしが、後薙髪して法名を如法といひしと見ゆ、もしくは如念のことなりや、別に如念と稱せるはなし、寺記囘祿し明證なし、暫く其傳をしるすのみ。

佐木島

今鷺浦村と稱し、安藝國豐田郡に隷す、人口三千、生口島の北にして、たゞ淺灘を隔つ、南北四十町、東西十五町許。佐木島の北西町に小佐木島あり、小佐木島の西北側は三原海峽の航道にして、船舶の往來繁し、三原港は正北二海里に在り。

大三島

三島々群の最大なる者にして、而も其中央に位置す、南は波方村大隅埼（伊豫海岸）を去ること三海里、北は忠海港（安藝海岸）を去ること三海里、面積四方里、今五村に分つ、宮浦村西岸に在り、一島の首邑なり。（島の東北西三面に、岩礁散布す、東面に花栗伯方兩瀬戸の航道相會し、西面に大下瀬戸あり、島容は南西に岡山四百〇米突に隆起し、中央に高峻山約同高に隆起す、甘崎（今瀬戸崎）は東岸の一邑なり航道に當る。

宮浦

甘崎

大山積神社

宮浦村に在り、豫州一宮三島大明神と稱し、古より其名世に顯著なり、今國幣中社に列す、州内諸邑に此神を勸請し、崇敬太深し、越智河野氏族の氏神と爲せし者なればなり、又祠中寶藏の文書寶器頗多し、火災の災少かりし歟。毎年祭祀二度、櫻會と云ひ、大頭といふ、祭毎に鹿の生贄を備ふ、正應中に及て僧一遍神敎に託て其禮を止む（一遍上人緣起傳）と曰へり。釋日本紀云、神名帳曰、伊豫國越智郡大山積神社（名神大）俗稱三島明神、伊豫國風土記曰、乎知郡（川本乎字誤乎）御島坐神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者、所顯難波高津宮御宇天皇（仁德）御世、此神自百濟國度來坐而、津國御島坐云々。續日本紀、天平神護二年越智郡大山積神授從四位下、充神戸五烟。（按に風土記逸文に據れば、此神は百濟國より渡り來ませる者とす、書紀通證は「續紀曰、韓國連源等言、以本使出名、故改物部連、爲韓國連」と注し、物部氏の祖の百濟に往來したるに依り、其氏神大山積を和多志神とも由すと解釋す、神祇誌料も又論して云、

按、此大山積神は百濟神にして、伊弉諾尊の御子大山祇神とは異神なるが如く聞ゆれど、大己貴少彦名神の外國に渡り坐て、後に復還り給へるが如く、此神も上古百濟國に往ましして、仁德天皇の朝に歸り來坐るにもやあらむ、凡て神の御上の事は、凡人の測り知べきにあらねば、輙く論ふべからず、又按、國造本紀に小市國造珠流河國造伊豆國造、共に物部連同祖にて、本國越智郡大三島に大山積神社あり、駿河富士郡淺間神社、伊豆加茂郡三島神社並に大山祇命を祭るは、極めて故こそあるべけれ、此神もとより物部氏に由緒ありて、其同族の住る處に祭られたる歟、若しくは同名異神にて物部連の祖神を殊にしか稱へて祭れる歟、此神百濟より歸來ると云るは、日本靈異記に越智郡大領の先祖、越智直白村江の役軍に遣され、唐國に捕はれりしが、其後歸來りしを、天皇召問て其樂む所を申さしめしに、郡を建て仕へ奉らんとて、郡を建てたりとある事を誤り傳へて、風土記には其事を神異にものせんとて、云云と記したるにはあらざる歟、

古史傳には、伊豆の三島神をば伊豫の三島神と相異なりと論したり、

伊豆三島の三島神は二十二社本緣賀茂社の條に、葛木鴨神と同體なりと云ること、最も珍しき正說にぞ有ける、此社の大神を大山積命なりと云說は、津國三島より伊豫國へ大山積神を遷し、其を三島神といひ、神名式に、大山積神社と擧られたる故に、其にのみ心引きて、深くも思はず、皆大山積命と云ふことゝは成ぬるなり、さて伊豆神號なく津國三島鴨神社を遷し祀れるなり、御社號を三島神社と名け、伊豆に祀へる故には豆てふ地名を冠らしむること、三島に遷しても三島神社と號たると同例なり、社號に鴨と云ざる故郡名に賀茂と號たりと聞たり、此國へ遷し奉れる年は知べからねど、伊豫國風土記に彼國なる三島神社大山積神のことを、本は津國御島に坐しを仁德天皇の御世に、伊豫國へ遷し奉れる趣に記せるを以て考ふるに、彼天皇難波に都し給へりしかば、其御世に所以ありて、此神をも此國には遷し給へりけむ、然れども曾我物語異本に、朱雀元年始爾伊豆國賞守と云るは信がたし、かく謬說多き祠なるが、其三島の稱號は此海島に因れるより起れるものにして、必しも津國の三島伊豆の三島と相干與すと想ふべからず、又大山積神とあるは最古き傳說なれど、此神名は神代卷なる大山積と同一なりや否やは亦一疑とす、之を要するに、此神は本來津國の三島、及び伊豆の三島と全く別神と見る方、却て穩當なるを欲か、尚考ふへし。

再按に、此大山積神は御島社御垂迹本緣には「大鷦鷯天皇の御宇、依詔、大山積皇大神、從安藝國霧島、還奉伊豫縣越智郡」と見ゆ、霧島は御島の一名とぞ、又豫章記には「三島大明神、天神第六代、面足惶根尊也」と載せたり、廿二社本緣には「山城の賀茂神は伊豆の三島神伊豫の三島神同體にて、何神と云こと所見不詳」と述べ、神社考には神代記なる大山祇神は伊豆攝津伊豫三所の三島神なりと論ず、其遷幸の事は豫 記にも見え、又武備の時荒城の役小角伊豆流罪に方り、小千玉興も伊豆に配流せられ、後

玉興隆國し伊豆の三島神を鳥戸浦に祭り、横殿を建つと云ふ、河野系圖も三島大明神後行者と相共に、伊豆より上洛云々と述ぶ、又御鎮座本縁には「保延元年、大山積神託宣、當神高國を加へ三社とすること」も見え、神代紀に契合を求めし跡も見ゆ、然れども伊豫にては伊豆を根本とし、伊豆にては伊豫より移すと說く、共に假托附合を求めしならん、又本地佛の事は、

臥雲日件錄、文明二年、豫一圓話伊豫川野之事、曰三島明神權現舊也、伊豆三島自伊豫勸請云々、又此神大通智勝佛之垂跡、而川野代々皆十六王子所化也

と、伊豫三島社本縁并に河野系圖にも「大通智勝佛之十六王子、東上申云々」の說を成す、而て爾邦神道百首和歌に「三島明神は卽孝靈天皇を祭る者、河野十八流は天皇の末」と揣摩す、亦一種の異見也、然れども氏神と氏人と往々族類を異にする事あり、河野越智氏の出自と三島の大山積は必しも血肉の關係ありと爲すべからず、且其十六王子と云ふは、必定伊豆の十六王子の說を承けし也

「右舞官下、伊豫國三島社、應任日時、奉渡當社十六王子御體、於新造社殿事、（中略）正安四年二月（下略）」

「島山鄉七石六斗　新居延吉井正枝十石二斗　井出鄉十二石八斗　周敷北條二十二石　吉田鄉九石四斗　田乃鄉九石四斗　池田鄉十三石七斗
古田鄉二十一石九斗　桑村本鄉二十一石六斗
櫻井鄉九石二斗　拜志鄉十一石五斗　朝倉鄉十一石六斗　高市鄉十七石三斗　新屋鄉五石二斗　越智本鄉十九石九斗　越智立花鄉十二石八斗　日吉鄉十三石八斗　英多鄉十三石四斗
宅万鄉九石九斗　高橋鄉四石・斗　同別名六石三斗　大井鄉八石一斗　那賀鄉十七石二斗
風早本鄉二十八石四斗　河乃鄉六石三斗
右件御遷宮之段米、如院宣國宣、當東御教書、并六波羅殿御施行者、爲一國平均役、云庄保、云別納關分被支配、不致各遲滯、備可奉備之狀、如件　嘉長二年三月日
三島大祝越知　　總大判官代散位紀朝臣
目代」（三島社文書）

御鎮座本紀云、弘治四年、當島甘崎城主、村上田與守通康、爲大内義隆伊豫一國之政道、檢談之判者二人之其一人、[illegible]殊更近來爲三島地頭職、旁以當威勢、以大内家勢成、三島地頭神主と名乘、天正五年、越智安任へ大祝職書出一封、從河野通直出され、拜賀の規式、地頭神主村上河内守、島神主島左衛門大夫、擬神主越智樋口大夫、權神主越智片山六大夫、（中略）村上河内守島左衛門兩人とも、元三島社職にても無之、海賊方にて有之、末には河野家一族に加、家門同樣に姓をも越智と改、後大内家第一被官に成、地頭神主と號す、然れども内陣神役の儀、大祝被相立、私の擬非なし、古例被相守候。

越智系圖に據れば、朱雀帝の時安國大祝に補任し、爾後子孫連綿すと云ふ、東鑑には大祝安時あり、其家に古文書多く存す、中にも元弘建武の頃の彥三郎安親のもの最も多し、又文書中に總代判官代紀朝臣また田所紀朝臣なと云ふありて、宇和郡北之川氏も紀姓なれば、三島の氏子河野領中に、紀姓の實在ありしを忘るべからず。

新田義貞、并同徒等、誅伐事、被下院宣之間、正成長年已下事令討取之了、早相催一族、可致軍忠狀如件
建武三年七月廿六日　　（尊氏花押）
三島大祝殿

三島明神廟　　河野　誠究
空海金橋蘭汀隈、絕勝廟國安社前、當日廟門風雅淡、
春潮如馬白天來、

神社私考云、一條兼良公の東齋隨筆に、宗議佐理鄉伊豫の三島に額を書して、日本總鎭守大山積明神と日へりと云ふは疑はし、十訓抄に彼社の額を書れしことを載せてど、日本總鎭守の號なし、風土記逸文に大山積神一名和多志神とありて、日本總鎭守なとかけても稱ふべきにあらず、後世の祠の僞妄なるべし、○[illegible]式部大輔資業伊豫守に侍りける時、彼の國の三島明神に東遊して奉りけるを詠める歌、能因法師「うと濱に天の羽衣むかしきて振りけん袖やけうのはふりこ」とあり、金葉集には、範國朝臣に具して、伊豫國にまかりたりけるに、正月より三四月までいかにも雨の降らざりければ、苗代もせで萬に祈りさわぎけれどかなはざりければ、守能因歌よみて一宮にまいらせて雨祈れと申ければ、參りて祈申ける歌「天の川苗代水にせき降せ天降ります神ならば神」神感ありて、大雨ふりて三日三夜止まずと見ゆ。

大下瀨戸（オホゲ）　大三島の西南端大下島と岡村島の間なる瀨口を南口とし、大三島と大崎上島の間を通過し、東北出海港三原瀨戸に向ふ、凡十海里、大下島岡村島今合同して關前（セキゼン）村と稱す。○水路誌云、大下瀨戸は三原瀨戸の西南の口を成す、其大下島は來島海峽の西口北方三海里許にして、燈臺あり、燈高は高潮面上約一一一呎半にして、晴夜光達十六海里に及ぶ、此近島に花崗石材を產出する處あり。

大崎上島（オホサキカミ）　今安藝國豐田郡に屬す、面積二方里餘、四村に分つ、大崎村　中野）を首村とし、戶數二千六百、東岸は大下瀨戸二海里を隔て、大三島に對し、西北岸は梶瀨戸三海里を隔て、安藝の陸岸に對す、岩礁十數あり、梶瀨戸の東南側に四列す

大崎下島（オホサキシモ）　又大長（オホチヤウ）島と呼ぶ、今安藝豐田郡に屬す、面積一方里餘、一町三村に分つ、戶數一千四百、大崎上島の西南一海里を隔て、大三島の西に當る。

大長（オホチヤウ）　今大長村、御手洗（ミタラヒ）町分立す、舊は一村たり。舊藩這

誌云、大長村の宇津神社（宇津は稱美の言）は祭る所、神直日八十枉津日大直日の三神といふ、文保文間等の棟札には、七郎神社とあり、社記に寶亀年間、始て八十枉津日神を祭り、寛保年中神直日大直日二神を勸請せし事見ゆ、今存する棟札は文保戊午を始とす、社に河野通信奉納の狛犬あり、其他古鏡武器等を藏す、四時祭禮の内五月の祭を荒栲（アラタヘ）衣祭と稱し、十一月の祭を柔栲衣祭といふ、共に神衣を供す。○按に大長祠は古祀にや、古今著聞集云「後鳥羽院の御時、伊豫國おほてうの島と云所に天竺の冠者といふものありけり、月毛のこまのちいさきにのりてめぐりをどり、人にも目を驚しけり」明月記云、「承元元年、伊豫國、稱天竺冠者狂者搦取、稱神通自在、致種々横謀」云々と、此おほてうは即大長にて、天竺冠者の神通自在など云ふは、宇津神社に起れる事ならん

御手洗（ミタラヒ）

今御手洗町と云ふ、戸數四百、一海港なり、島の東端に在り、前面に岡村島横たはり、狹隘なる一港灣を有す。○藝藩通誌云、大長島の民、村分は農業山業多し、桃を植て賣る、町分は諸貨行店、商賈船宿、舟夫民夫も雜居し、繁閙の地也。○水路誌云、大長島、嶺頭の圓山なり、其東岸は御手洗の市街迄降下す、此市街の東側に顯著なる白色の大防波堤あり、此島は滿山桃林にして、花時は全島雪を戴くが如き觀あり。

（豐島）大長島の西に接し豐島（トヨシマ）あり、方十町許、上蒲刈島（安藝國に屬す）の東に接す、戸數四百、其南三海里許に斎島あり、人口四百、此二島今共に大長島に屬す。○水路誌云、大崎下島と豐島間の瀬戸は、潮流の速力約三節にして、小船の急潮に乘じ之を航過することあり、豐島と上蒲刈島の瀬戸は、潮流強く且南口に岩礁淺灘存在するを以て、航通を試み難し。

野間郡（ノマ）

明治二十九年、郡號を停止し、其域内八村は越智郡に編入す、東は越智郡、南は風早郡に至り、北西は海洋に面へる地なりき。續紀、天平神護二年、伊豫國野間郡初見し、和名抄、濃滿郡五郷に分ち、乃萬久能滿と注す。

（濃滿郡）（怒麻國）國造本紀に怒麻國あり「怒麻（ヌマ）國造、神功皇后御代、阿岐國造同祖、飽速玉命三世孫、若彌尾命定賜國造」と、狹小の地なるに國號を負へるは、夙に民族の富庶なりし故にや、豫章記に、越智押領使好方の子、好案を野間押領使と曰ひ、道前道後の區別には、野間以南を道後七郡と稱せり。

波止濱（ハシハマ）

今波止濱村と曰ふ、來島海峽に面し、南は近見村、北は波方村に接す、往時來島氏の據れる海壘にして、今に至るも瀬戸内海の鎖鑰所たり。波止濱は來島の南面にあり、潮流急なる爲め錨地に不適當なり、且港の過半は淺水にして泊舟に適せず、灣と海峽とを隔る岬角をジヨンク鼻と稱す（水路誌）○愛媛面影云、波止濱はもと波方（ハカタ）村に屬す、其灣口に來島あり、三面皆山、函中の如し、如何なる風波にも險ある事なし、因て數百の大船此港につどへり、風景殊に宜し、波方昔は箕濱といへしも、此干潟の箱の如なるに依て名に負たるか、此所鹽田多し、天和の頃塩竈を始めたり、樋口川の堤長六百三十九歩、樋田川六百十一歩、南高部村に堤を經て潟水を導き海に入、鹽田の害を避く、潮嵜の觀請として龍神祠あり、毎年三月八九日の間祭禮賑はし、民家漸く繁榮して今に二百餘年、鹵鹽の利甚だ多しと云ふ、圓藏寺この濱に在り、黄檗禪家にして、江山の勝を相して搆へたる梵刹なれば、異域の風を寫して、風流自ら他に異なり。○波止濱は今治の北一里半、松山市を距る十二里、此濱の海中より、陶器を得ることあり、鱠を以て之を釣るが故に、殊に奇妙と稱せらる、昔豐太閤肥前唐津の陶家より名器を船に積ませ、大阪に致さしめしに、其船此にて覆沒したり、世を經て文化年中、來島漁夫鱠を釣りて、鱠が一陶を抱持するを見てより、彼陶器また世に顯るとぞ。

名所外集に、津乎（ツヲ）崎は仙覺抄伊豫國野間郡と云へり、

濱邊には田鶴がねなきてみなと風寒く吹くらむ津乎の崎はも（萬葉）

高部（タカベ）

今波止濱村の大字なり、豫章記に新居一宮八村の隨一を高部と曰ふとあり。

來島（クルシマ）

（久留島）又久留（クル）島に作る、今波止濱村に屬す。○愛媛面影云、來島は波止濱の東五町沖に在り、岸邊石壘を築き環らし、自然の城塞とす、河野家村上の一族來島三郎九郎通總の住める城趾也（按此來島瀬（瀬は瀬戸なり、俗になだに假は誤なり）・干潟浦、此間滿干の潮はげしく風なきに波逆立、渦巻あがりて鳴音雷の如し、潮盛りには大船も怖をなすと云ふ、向ひの浦を干潟浦と名く、）部能島の地なり、豫陽盛衰記曰、海岸に築く要害を構へ、船軍を第一とするは、村上來島因島が其術に練熟して其本たる故なり、依去海陸共に河家の赴く所從はざるなかりき、又曰、來島三郎九郎通總は、河野通直婿として、風早郡を化粧田として貰られ、二代まで河家河野の婿なれば、同家の能島因島も此人を楯にして、今は三家の隨一にて、領地も多く、所々の岩要害を數多有て、勢本に十倍せり、是れ偏に河野の因依き故なり、又曰、天正年中豫州討手の大將左衛門佐信景に命す、其頃は來島又三郎未た十八歳にて、兼て父通總、秀吉公へ志を通せし故、窃に播州姫路に至り、秀吉公に謁し、紀州征伐の先登を承る、天下一統以後、又三郎任出雲守、文祿元年二月、朝鮮征伐の時、船手の先陣して討死せり、子息助兵衛、後右衛門佐康親と號す、慶長五年に豐後國玖珠（クス）へ所替被仰付、是より永く本國を離れ給ふ。○野史云、來島通康は河野に仕ふ、

河野通直至て發擬、通康其の父通宣の命を稟けて妹婿となる、弘治元年、通宣舍弟有元親と鹿島に戰ふ、通康元親を殺く、令して毒に中死す、元親報ずるに矢代島一万六千貫を以てす、四男あり伯は通之、仲は吉清、叔は通久、季は□□也、通孝は兵衛と稱す、長曾我部元親起り阿波を侵略し、天正九年伊豫に入るに及び、通總之と相戰ふ數回、次年に及び河野通倉等三十一人悉く元親に降る、通直獨之を拒く、十三年元親豐臣秀吉に降る、秀吉其の阿讃豫の地を削り、國人の之に屬する者悉く逐却けらる、通總嘗て黒田長政に倚りて難を逃る、是に於て來島一万四千石を併せ、遂て族を來島と更む。

來島海峽（クルシマ）

越智郡の陸岸を南側とし、能島（即大島）を北側とする要隘也。○水路誌云、此海峽北方なる今治（イマバリ）附近の海岸は沙濱にして、今治の市街は海に接し、其南東側に□城あり、今治錨地は强潮路の中に在て、向潮風の時のみ用ゆべし、大島の河神島地藏鼻より南北に對向し、海峽の東口たり、馬島（ウマシマ）は海峽の中央に位置し二瀬あり、南瀬は凡二九〇呎にして、北瀬より稍高く樹木繁生す、中渡島（ナカト）は馬島の東にあり、大島との間に介在す、小島は馬島の北西にあり、能、間□せらる、島峯高さ二五六呎にして、東側は隆界、南西角は高き樹間の叢地を成して突出す、來島は小島の南西方波止濱灣の灣口にある樹島にして、高さ一五〇呎、其の北端に至て急降す、村落は島の東西兩側にあり、來島の北角より半地の間、波止地播延す、然れども小島との間の水道、中央は無障なり、此海峽の進路法は小島と馬島の間なる西水道を最良とす、然れども或は中渡水道の比較上直條なるを以て、之を擇むものあり、馬島はすべて距離二鏈にて廻り得べし、其傍の水道は決して誤むべからず。

波方（ハカタ）

今波方村と曰ふ、もと波止濱と一村なりしが分立す、大隅崎宮埼の二海角あり、大隅島は豫州の極北端にして、高四百呎の高崖より下降して海に入る、來島海峽の西口に當るを以て、埼傍には猛なる激浪あり。○愛媛面影云、歌枕に

> 筥かたのいそぎて來つる君や知る二また汝はみつやみたずや（名寄）朝夕にあまのいさなみいさなくて取らぬ小櫛の筥かたの浦、

（筥潟）筥潟（ハコガタ）は波止濱と云所入海にて、箱の如くしかも干潟なれば此所をいふなるべし、名寄のうた箱かたの礒とつゝけたり、又礒にさゝへられて汝の二に分れたるを、二また汝といへるか、二名集に西行法師の歌とせり、されども山家集には見えず。

（小部）宮埼（ミヤ）

波方村の西方海中に斗出すること里餘、尖形陸岸の高角なり、埼の南に小部（チベ）灣あり、灣内に□□地あり、來島海峽の潮を待つに適するとぞ。○愛媛面影云、野間郡の海角をば總べて宮崎洋とも唱ふ、古より航路の難所にして、海賊出沒の事ありき、三代實錄曰「貞觀九年、下知攝津和泉山陽南海道等諸國、如聞、近來伊豫國宮崎村、海賊群居、掠奪尤切、公私行旅之隔絶」と、扶桑略記曰「承平六年、南海道賊船千餘艘、浮於海上、強取官物、殺害人命」、是純友の事をいへるなるべし、其後又能島來島因島の軍兵、諸國を掠奪し、關國境を侵すに至る、世に海賊と稱す、海賊の名その來る久しといふべし。

英多鄉（アカタ）

和名抄、野間郡英多鄉、高山寺本、注阿加多（○今の波方村、及び波止濱村に當る敷、波方は英多と音相通似す、然れども乃萬村に大字阿方（アガタ）あり、

神戸鄉（カムベ）

和名抄、濃滿郡神戸鄉、今詳ならず、天平神護二年、三島神封戸五烟、野間神封戸二烟を授けられたるは此鄉にや。

乃萬（ノマ）

波止濱村の南なる山村なり、大字神宮に野間神社あり、俗に牛頭天王宮と稱す。續紀、天平神護二年、野間神封戸二烟、續後紀、承和四年、野間神預名神、三代實錄、貞觀八年、野間天皇神授正四位下と、天皇神と云ふ事其故を知らず、延喜式文に、天慶三年二月、野間神授正二位、延喜年間□□□事、神名帳中十二社之一也と□す。

宅万鄉（タクマ）

和名抄、濃滿郡宅方鄉。○和名抄方は万の誤にやと曰へり、今乃萬村大字宅間（タクマ）あり、此□、不審。

大井鄉（オホヰ）

和名抄、濃滿郡大井鄉。○今大井村是なり、乃萬村の西に接す、豫章記に越智益方を大井御霊と稱すと曰へり、今大井八幡と云ふ詞あり、其傍に一叢塚あり、土人傳へて南朝皇子の墓と云ふも、或書に吉野先帝の御子尊眞王とぞ、確證少し。

賞多鄉（サカタ）

和名抄、濃滿郡賞方鄉、高山寺本、賞多、注散賀多。○今佐方村なり、此□、近時□□村と改む、賞をさかに假ること傍例なきにあらず。

菊間（キクマ）

菊間庄名なり、今村名に□ず、菊間濱と曰ふ、佐方村の西に接す、貸茂文書、嘉永三年□□□庄と見ゆ、豫章記に正平十三年、河野通直□□□□細川方府中の敵、菊間に出て、高山切□峰に□□しを記す。

歌仙（カセン）

今村名と爲る、菊間の南なる山村なり、大字松尾に歌仙□あり、高五丈許、水落ち石出て、山致多し、觀音堂其傍に建つ。

熊野峯（クマノ）

今詳ならず、書紀引伊豫國風土記云、野間郡熊野峯、所名熊野山者、昔時熊野止船、此、至今石成在、因謂熊野本也。

温泉郡

温泉郡（ウンセン） 明治二十九年、風早、和氣、久米三郡と浮穴(下浮穴)の東部を併合す。現域、北西は海、東北は越智周桑、南は上浮穴、西南は伊豫郡に至る、南北九里、東西三里より六里、廣狹一ならず、興居島及び忽那群島之に屬す。(松山市は本郡の中央に在り、實に本州の都邑なり、湯之町、三津濱町、並に三十六村、外に島村五)を以て一郡治を成す、人口は郡部十万、市部三万と稱す。

和名抄、温泉郡五鄕に分ち湯と訓ず、後世は音讀してうんせんと呼ぶ、古事記允恭巻に伊余湯と記し、舒明紀に伊豫温湯と記し、齊明紀に石湯と記する者皆此とす、湯岡碑文には[illegible]村と曰ふ、温泉の涌出して以に[illegible]里を成せしを知るべし。温泉郡の目は天平[illegible]法隆寺資財帳に、伊豫國温泉郡庄三處と載せ、續紀、神護景雲三年の條にも見ゆ、近代には一郡[illegible]地高二万二千石とぞ。

道後（ダウゴ） 道後七郡とは野間、風早、和氣、温泉、久米、浮穴、伊豫を指せり、東伊豫と道前五郡に對比する稱なり、元曆二年の文書早く此名目を載すれば、其久しきを知る。河野通信温泉郡湯月に築城し、天正中に至るまで一方の覇たりしを以て、道後の名は其城邊に歸し、浴湯して今湯月の村名と爲る、又伊與湯をも專ら道後溫泉と呼ぶ。

風早郡（カザハヤ） 風速郡明治二十九年停止して、其域を温泉郡に併す、東北は越智野間に至り、南は和氣温泉に至り、西は海に面す、海中に忽那の嶋嶼あり、近代には撿地高一万八千石あり。

和名抄、風早郡加佐波夜と注し五鄕に分つ、天平十八年勘錄の法隆寺資財帳に、伊豫國[illegible]の庄中、風速郡二處とあり、本郡は國郡制置の初に建てられしならん、國

(風速國)

造本紀に據れば、之より先に風速國あり、[illegible]島豐明朝(應神)御代、物部連祖、伊香色男命四世孫、阿佐利定賜國造と、和氣郡も風速國の地域なりしにや、野間國に比すこと小國なり。(持統紀云、以進大貳、授伊豫國風速郡物部[illegible]、[illegible]後紀云、承和[illegible]年、伊豫國人、風早直[illegible]宗[illegible]姓[illegible]、天穗[illegible]命之後也、又文德實錄云、天安二年、內供奉十禪師光定卒、光定俗姓贄氏、伊豫國風早郡人也、及至[illegible]、遭父[illegible]喪、[illegible]閑[illegible]、[illegible]山林、大同[illegible]、向京[illegible]、于時有聞、叡山最澄大師、心持[illegible]悲、傳止觀宗、[illegible]陟住止觀院、蒙制得度、天台之度者、從此[illegible]、最澄上進大乘戒壇之奏、卒後[illegible]傳戒、光定之力也、又三代實錄云、貞觀二年、[illegible]物部[illegible]臣廣泉卒、廣泉本伊豫風速郡人、姓物部首、後[illegible]京兆、門[illegible]、[illegible]少[illegible]醫術、多見方書、天長四年爲醫博士、[illegible]、[illegible]行之道、當時獨步、[illegible]至老境、[illegible]、[illegible]、時年七十、[illegible](按に風早郡は、豫章記に野間[illegible]、好[illegible]の子[illegible]を風早大[illegible]と注し、安國[illegible]を風早大夫と注し、[illegible]の子[illegible]河野新大夫を[illegible]す、[illegible]南海治亂記には、其[illegible]士より[illegible]に[illegible]し、[illegible]姓を[illegible]ふ、二十一代玉[illegible]風早[illegible]河野鄕に[illegible]、故に河野を以て氏とすとも曰へり。

難波鄕（ナニハ） 和名抄、風早郡[illegible]、今難波村（ナンバ）、淺海（アサナミ）村是なり、風早郡の北[illegible]に在り、[illegible]村[illegible]は淺海村の西南なる海岬なり、[illegible]記に新[illegible]一[illegible]六村の一を[illegible]と曰ふ、[illegible]とにや、此地を指せるならん。

[illegible]記云、河野通[illegible]男は[illegible]王丸とて[illegible]形なるを、[illegible]山[illegible]の[illegible]、[illegible]の有ける[illegible]、高市の竹林寺近[illegible]て、[illegible]中、四五日を[illegible]、難波大通寺にて暫養育、後に[illegible]の城にて元服有て、六郎通[illegible]とぞ申也、此時[illegible]により高市三男分、大通寺へ御寄進也。

淺海（アサナミ） [illegible]開村に接する海村なり、東鑑に見ゆる河野[illegible]に淺海氏あり、貞治二年、河野六郎通堯は今岡村上中村等の策により、淺海浦より渡海して能美島へ走る、即此とす、鴨村（ワキムラ）鼻は淺海村の西南に在り 水路誌云、鴨村鼻は宮埼の西南九海里半に在り、之を望みて釣島海[illegible]に入る、此鼻より海岸は[illegible]折して六海里餘の間、偏南に走り、又西方に[illegible]曲して堀江灣を爲す、堀江の西方二[illegible]里を釣島海峽とす。

(鴨村鼻)

立烏帽子山（タテヱボシ） 難波村の北、鴨村鼻の上方にして、通路を[illegible]せる嶺也、一名[illegible]山、山頂に巨岩有りて遠望烏帽子に似たり、赤橋武藏守守時の長子重時、建武の亂に此に據る。(太平記云、伊豫國立烏帽子山に北條重時土居得能が兵を支て居たりけるに、筑紫河內已に朝敵已に亡ぬと聞えければ、今[illegible]しかりけるも[illegible]も[illegible]約を[illegible]じて敵となりける程に、土居得能[illegible]を得たりとて一万[illegible]騎にて押[illegible]りしかは、初より[illegible]れたる金子五郎[illegible]部に[illegible]して、土居が兵を城中へ引入れければ、重時[illegible]十八人自害してこそ失にけれ。

惠良城址（エリヤウ） 難波村に在り、[illegible]云、惠良城は下難波に在り、河野十八將の一人得居半右[illegible]門の墟とぞ(按に[illegible]中日記に、元弘二年十二月廿日、道後合戰同惠良[illegible]などあるは此なり、又南海治亂記云、貞治二年、細川賴之大兵を發し豫州に攻入る、先[illegible]田山の城を[illegible]む、河野通朝防戰して相守ること數十日、城中に野心を抱くもの出來て、通朝を自殺せしめ世田山城陷る、夫より兵を進て温泉城に至る、此城は通朝が嫡子德若丸通堯が守る所なり、二月二日細川方の先陣温湯城に取かけ矢合あり、賴之は兩黨の兵一万人を道後大空と云處に至て陣を居、河野が與力の通路を絕て謀を回らす、國中の兵士河野を

捨て頼之に服するもの多し、河野通直城を守るを得ず、高縄城に入る、大軍なれば防ぐ不得叶、捨て、重見城に入る、猶大軍攻へ寄せして[illegible]より退散、國を離れ讃を失ふ、[illegible]、正平二十三年、河野六郎通直（通堯）名[illegible]より歸國して本國へ打入る、出雲城に[illegible]月中[illegible]に打越高山陣取、十日佐波より重て谷越て高山を取り、切詰峯に陣を取、同十九日夜討して一陣に追落す、十三日、野々口より數千騎計にて打下て、八歳に陣取るべき支度也、味方は淨土寺より出合て合戦し、敵數[illegible]打取て仁木を始め方々退散す、同十六日、[illegible]城[illegible]口を[illegible]出す、村上、山内、池内、須佐美等が籌策に依て也、同廿九日御出府。

北條（ホウデウ）

[illegible]村の南に接する海村なり、海上に鹿島と云ふ一[illegible]あり、河野新大夫通綱の父通孝は北條大夫と稱す、此に住めるにや、北條は今風早にて第一の大邑なり、松山を距る四里。

高田鄉（タカタ）

和名抄、風早郡高田鄉、訓多加多（今詳ならず、北條村正岡村などに當る歟。

正岡（マサヲカ）

北條の東南に接せる村なり、宗昌寺は正岡氏の創建にして、河野通經の弟北條六郎時孝の子、經孝を正岡の祖と稱すとぞ、雌甲森は正岡の山峰なり、一山の石皆柱に似たり、方形各五間より十間に亘る、河野氏の[illegible]あり（[illegible]）、帆柱山と云ふも此にや、南海治亂記に帆柱城見ゆ。

國津比古命神社、正岡村大字八反地（ハツタンヂ）に在り、櫛玉比賣命神[illegible]同所なり、二社並に延喜式風早郡に載せ、今[illegible]日神と稱す、蓋風早國造の祖神とす、

那賀鄉（ナカ）

和名抄、風早郡那賀鄉、（今立岩（タテイハ）村是なり、大字中村存す、正岡村の東、高縄山の北谷の地なり、[illegible]に中村十郎左衛門尉、貞治二年、河野六郎通堯を能美島へ送り奉ると云ふは、本郷の人歟。

中村日高山城は、重見氏の要害なり、重見氏は河野黨にて其裔今に尚存し、古文書を傳ふ、中にも

さきたつてゐちこの守へ申候ごとく、つくしへの内通の事ひとへにたのみ入たく候、あたらしき申ことに候へ共、そなたの曾祖父八郎殿は、善惠公の伯父にて、井門、みなみ、土居一流の事にて、一族の中にもとりわけしたしき事に候へ共、元弘よりてきみかたとなりて候へば、心つく候ひしなり、今度ちからをそへ候はりて、先祖への御かうしんとおもひまひらせ候、いそきく〳〵おもひ立賜へかし

四月廿日　通堯

重見三郎左衛門殿

南氏も一黨にて當村の横山に居れりとぞ（伊豫温故錄）

[illegible]は今[illegible]井村の大字と爲る。

河野鄉（カハノ・カウノ）

和名抄、風早郡河野鄉、訓加波乃。（今河野村是なり、高縄山東に聳え、西は海洋なり、

河野氏の據れる邑にして、河野城は山中に在り、河野は越智姓の嫡族にして、中世以降、越智の諸族を一統して全州の首領たり、[illegible]通信を中興の宗とす。

治承の初、州の豪族河野通清高縄城に據り平氏を拒み殺さる、子通信[illegible]朝に從ひ守護に補す、承久に役官軍に屬して封邑を失ひ、其少子通久獨り久米郡石井鄉を領す、蒙古の役、通久の孫通有戰功あり、封邑を復し對馬守に任す、元弘の初、通有の子通盛北條氏に附して收封せらる、其族得能（トクノウ）通綱、土居通增官軍に屬し、長門の探題北條時直を撃て之を破る、足利尊氏の反する通盛之に屬して湯月（ユツキ）城（温泉郡）に據る、[illegible]國元年、脇屋義助詔を奉して來り南海の軍務を督す、俄にして卒し、[illegible]氏[illegible]細川頼春来り侵し世田城を陥れ、得能諸氏皆[illegible]、正平六年、[illegible]氏終に[illegible]を以て守護となす、十九年、通盛の子通朝[illegible]して細川頼之と戰ひ敗死す、其子通[illegible]に奔り、[illegible]王に從ひ其援を得て故封を復す、天授[illegible]子通能[illegible]、足利氏に降り、因て守護に任す、[illegible]湊（ミナト）山（[illegible]）の孫通直西軍に屬す、[illegible]讃岐）に據り東軍に屬す、[illegible]永正中、通直の子通宣、[illegible]を併す、天正中、土佐の長曾我部元親來り侵し、通直の子孫通直[illegible]に降し、[illegible]州を略有す（[illegible]）

道前五郡、道後七郡、越智諸族の[illegible]行するを以て、皆河野の勢威に服す、宇和の地は固より離立したるが如しと雖、[illegible]在る[illegible]、此河野氏の宗系につきては、氏族志云、河野系圖、[illegible]、二書[illegible]徳島[illegible]子、[illegible]、[illegible]前[illegible]、[illegible]名小千、[illegible]子孫以其名[illegible]氏、至十餘世[illegible]、以小千[illegible]、[illegible]通、[illegible]也、又以其所[illegible]、[illegible]十四世孫[illegible]子、以[illegible]第十子[illegible]、[illegible]卅六世、孫[illegible]、[illegible]子[illegible]、[illegible]也、今[illegible]國史、[illegible]之交、[illegible]孫[illegible]、[illegible]子[illegible]、而不[illegible]名[illegible]人也、又[illegible]氏系圖、[illegible]第十子名[illegible]、[illegible]、又[illegible]子[illegible]名[illegible]、且[illegible]河野氏事、[illegible]三書[illegible]守、[illegible]此説也、二書又云、[illegible]、與三島神通生通清、其[illegible]不[illegible]、不是[illegible]、[illegible]氏本[illegible]別、[illegible]氏[illegible]、[illegible]、以年代久遠[illegible]、[illegible]致此[illegible]也云々、又河野黨[illegible]姓を結合して、國内を總べたりし狀勢は、東鑑に見ゆ、

元久二年八月、河野四郎通信依[illegible]功[illegible]、伊豫國御家人卅二人止守護沙汰、爲通信沙汰可令勤仕之由、被下御書[illegible]、件卅二人之名字、所[illegible]御書之裏也、

善信奉行之、
淺海太郎頼季　橘六公久　新三郎光達　浮穴大夫高茂
田窪太郎高房　白名三郎家員　高野小大夫兼恒　埴生太郎清貞　眞鍋房實蓮　井門太郎重仲　山前權守　大内三郎信家　十郎大夫高久　余戸源三入道俊恒　久万太郎大夫高盛　久萬太郎永助　江四郎大夫安任　吉木三郎家平　吉木四郎高兼　別宮太夫長貞　別宮新太夫頼高　別宮七郎太夫吉盛　三島大祝安時　得能三郎頼重　藤三太夫遠安　江二郎大夫信任　紀六太郎　寺町五郎太夫信忠　寺町小太夫時永　主藤三助忠　寺町十郎忠貞　寺町太郎頼恒　已上三十二人云々　本書、建仁二年の教書に、近親庶郎從と云ふも、是等三十餘人のものを指す）

高繩山（タカナハ）

越智郡境に峙ち、河野村の東、立岩村の南に在り、山南の谷は湯山村、五明（ゴミヤウ）村なり。此山南は三方森（三方嶺）に連り、高三千六百尺、清火山の一にして、花崗岩を以て成る、處々に硅石を出す、山上に寺宇を置く。三代實錄、貞觀五年、高繩神授位の事見ゆ、此社は北麓大字宮内（ミヤウチ）（河野村）に在り、宮内より山頂に至る凡二里とす。

（宮内）

讀家乘追懐南遊志慨　河野鐵兜

草木生風叱咤餘、一呼萬暑鬼神如、五城十萬終烏有、誰見遺民泣故墟、

（夏目）

夏目（ナツメ）村の熊野社に、建保三年、河野通信より池内冠者公通への所領讓狀を藏す、（伊豫温故錄）

合一所　ありいけのうち、并かなやさのなり、堺者東はいざをかきり、南はあはひさかをかきり、西は大たうをかきる、北はかはらをかきるなり、（下略）

（高山）

夏目は今河野村の大字とす、又大字高山（タカヤマ）あり、

奉寄進善應寺、伊豫國風早那、河野土居分地頭職事、但除高山一族自名分定、右於件地者、天長地久、國土泰平、殊家門繁榮、子孫相續、所奉寄附於當寺、（中畧）

正平二十三年八月　讃岐守通直

高繩城址（タカナハ）

卽河野城なり、又神途城と稱す、或は河野土居と曰ふ、高繩山中の柚井谷に在り。勿那軍中日記に「延元三年四月、河野城發向、七月十日、和介瀬合戰、河野對馬入道善恩、同十二日、宮山城押寄、卽責落畢」と、この宮山は河野城附近なるべし。○愛媛面影云、越智高繩と云人神の託宣にて、此山に住居せしより、高繩山と名づくと、撰陽盛衰記に見えたり、河野家累代の城地とす、南海治亂記に曰、伊豫千子より以來、越智郡に仕玉ふ故に、越智姓を賜ふ、夫より廿一代玉澄と云ふ人風早郡河野郷に居住し玉ふ故に、河野を以て氏とすと言へり、其山頂に[illegible]權現祠あり、俗に天神森と名づく、又横谷と云ふ處、寺あり、高[illegible]寺と號す、觀音像を安置す、天慶年中に、伊豫掾純友此城に籠れりと、前太平記に見えたり、豫章記曰、養和元年二月、西國より平家への注進に、伊豫國住人河野介通淸は、去年の冬より謀叛を起し、當國道前道後の境、高繩山に楯籠る間、備中國住人奴可（ヌカ）入道西寂、備後鞆の浦より兵船十艘押渡、高繩城に寄せ、通淸を討取り、國中並に阿波讃岐土佐等を靜め、正月二日の閑居住する所に、通淸子息河野四郎通信、高繩城をば忍出て、安藝國沼田郷より兵船三十餘艘、海士の釣舟の躰にて浮出、西寂を窺ふ程に室高砂の遊君を集め、船遊しける處に、通信押寄て西寂を虜り、高繩城へ引上せ張付にしたり、又鋸にて頸を截たりとも云。按に、河野四郎通信は元暦二年、鎌倉幕府より道後七郡の守護職並に所々地頭職を賜ふ、東鑑、建仁三年「河野四郎通信不隨當國守護人佐々木三郎兵衛尉盛綱法師、別奉行可致勤厚、並又如舊可相從國中近[illegible]輩郎從之由、給御教書」と見ゆ、豫章記には通信は源賴朝より一國の守護を附與せられ、新居西條庄地頭職をも賜ふと曰へり、既にして建保六年幕府より豫州新補地頭八人を發遣せられ、承久の亂通信官軍に應ず、官軍大敗、乃ち幕府の命令として通信相傳新恩の所領、合五十三所公田六十町沒倒せらるゝのみならず、身は奥州平泉へ流罪せられたり、通信の長男通俊は得能氏の祖、六男通久、通久の子通繼、通繼の子通有、蒙古合戰の功に依り家を再興す。豫章記云、通有子七人あり、嫡子通忠は十四才の時、父と同く蒙古と戰、毎度高名を究めたる上、疵を被り痛進みて答矢を射らる、河野の柚木谷に御館あり、柚木谷殿と號す、福生寺と云は其寺なり云々、又河野六郎通有、如何被思けん、家督を七男通治に令續と云ふ證判をして被置けるを、舍兄達各不審有て、其實證を尋ね給ひける、通治の母儀は通久女也、通有逝去の後出家、河野土居万松院を建御坐す、御名をば道忍と申、字は安古也、彼御讓狀此御殿に預被置、是六人御母たる故、不可有私曲、然者通治に大方殿有由被申たり、さらば可有拜見とて、旁々誘引在て、万松院へ參り給ふ云々、又河野土居には善恩入道通治居形あり、毘沙丸と云所に御館あり、土居をば上殿と申し、館をば下殿と申す云々、又細川頼之大勢にて道後へ入る、通堯も大空（オホウツロ）の攻口を放、高繩の城へ楯籠らる、貞治二年四月十日、武州頼之大勢を率め高繩を被囲、此時河野一族心替し、武州に属する間、高繩も沒落して、味方衆も方々へ退散しけり、通堯惠良の城に引籠給ふ。

伊座城址○今詳ならず、豫章記に見ゆれば此に擧ぐと云爾、

伊豫國守護職、并本知行、任通信例、可致沙汰之間事等、去年被仰亡父刑部大輔訖、早領掌不可相違之狀、如件

康曆二年四月十二日　義滿　御判

河野龜王丸殿（通能）

此等の御教書雖有御親、細川武州國を被代坂之間、武州

牛洲國之時分、京都より[illegible]て國[illegible]は[illegible]和興之儀、本主に渡す[illegible]由也、其比[illegible]王[illegible]見[illegible]伊豫[illegible]に御[illegible]す、此王九[illegible]之[illegible]、[illegible]亡[illegible]三代[illegible]に河[illegible]府[illegible]、[illegible]王丸(□之)[illegible]に是らず、[illegible]に[illegible]らず眼ても透るべきやと宣ひければ、侍臣皆感涙を流す計也。

善應寺（ヒンノウ）　[illegible]村大字宮内の東に在り、河野氏の[illegible]所なり[illegible]云、河野左衛門尉通治、後對馬守に任ぜ[illegible]し、中宮數代の[illegible]を[illegible]、[illegible]の[illegible]となり、[illegible]長壽南山和尚の弟子となり、入道して善恵と號し、和尚を[illegible]氏將軍に申して、本[illegible]に[illegible]す、依て高[illegible]山の麓に一宇を建立して[illegible]寺と名づけ、[illegible]正[illegible]は[illegible]山の弟子となれば、招請して開山とすと云。○豫章記云、通治[illegible]に捨て佛[illegible]を[illegible]せらる、其時分[illegible]の大通寺には大[illegible]の法[illegible]を[illegible]には南[illegible]和尚あれ共、只南山[illegible]一[illegible]を[illegible]、[illegible]中[illegible]西[illegible]主にはかりけるに、中[illegible]北[illegible]正[illegible]和尚、是南山和尚御[illegible]也、[illegible]而已、支那[illegible]を[illegible]し、宗風を振、日東[illegible]者きて、[illegible]名[illegible]也と申ければ、此儀尤也とて、子細を申されけれ、門[illegible]有て、其日府中[illegible]あり、翌日河野[illegible]御[illegible]、入[illegible]有て[illegible]、是[illegible]大通知勝佛出世、國名を添表者也、亦温泉郡奥谷寶殿寺を別して[illegible]の[illegible]を此[illegible]、[illegible]寺[illegible]古文書中に[illegible]、

伊豫國[illegible]寺、任河野[illegible]入道[illegible]申[illegible]旨、可[illegible]諸山列狀、如件　貞治三年五月二日　[illegible]（判）

「[illegible]　留守所　伊豫國門[illegible]地事　善應寺

右依西園寺大納言家御[illegible]附狀、寺家[illegible]狀、寺家[illegible]掌不可有相違、仍[illegible]如件、在[illegible]官人、宜承知、莫違失、故宣　正平廿四年五月二日　[illegible]　花押」

栗井鄉（アハヰ）　和名抄、風早郡栗井鄉、[illegible]淺井、(今[illegible]井村存す、河野郷の南に接し、和氣郡[illegible]に至る、豫章記に越智深躬を栗井御館と呼べる由見ゆ、又東大寺要錄に「伊豫國[illegible]早郡栗井郷五十戸、天平勝寶四年永配封」とあり即此とす。

和氣郡（ワケ）　(□□八)

[illegible]治二十九年[illegible]止して、其地を温泉郡に併す、

風早郡の南、温泉郡の西北に介在せる小郡なりき、西岸に近く興居島（ゴゴ）あり、近代、本郡[illegible]地高一萬[illegible]千石(和氣郡は豫章記に別郡（ワケ）に作り、和名抄、和氣郡和[illegible]を[illegible]し、四郷に分つ、法隆寺[illegible]帳、伊豫國庄拾[illegible]、和氣郡二[illegible]と見ゆ、上古に伊豫別君あり、此地を食邑とたまへる如し、景行帝の諸王孫にして數派あり。

景行紀云、「次妃阿部武木事(武一書作氏)之女、高田媛、生武國凝別皇子、是伊豫國御村別之始祖也」此武國凝の[illegible]（コゴ）の名は今も興居島に存す、其木[illegible]（コゴト）は[illegible]津の[illegible]なるべし、蓋亦此地に在住せし人とす、凝皇子の二子を水別命[illegible]云ふ、[illegible]御津別なり、今も三津の地名を存す、御村別氏の始末は氏族志に見ゆ「伊豫御村別氏(日本書紀)[illegible]、[illegible]別君、(三井寺本和氣系圖)又有和氣公[illegible]代[illegible]、[illegible]君、和氣公、[illegible]字同[illegible]、[illegible]宜[illegible]別、[illegible]子此[illegible]行皇子、武國凝別皇子、日本[illegible]別命[illegible]別命、次[illegible]世孫曰、[illegible]子[illegible]君、[illegible]吉別君、[illegible]子生小山上宮手古別君、宮手古生[illegible]六[illegible]君[illegible]、[illegible]古子小山下[illegible]別君、[illegible]任[illegible]造、(按[illegible]部[illegible])[illegible]別六世孫、[illegible]別[illegible]、[illegible]生子[illegible]人、[illegible]姓、降[illegible]民(□□□に、景行天皇皇子武國凝別命、伊豫御村別君[illegible]、[illegible]字を[illegible]、(御村)と云者あるは、御[illegible]の地名の遺れるを見る、○又按に景行紀に「日本武[illegible]子、十城別王（トキワケ）、是伊豫[illegible]君之始祖也」[illegible]、古事記には「倭建命之御子、[illegible]王者、[illegible]君、伊[illegible]之別、[illegible]之[illegible]」と記す、本[illegible]は[illegible]の[illegible]なるべし、[illegible]、又下[illegible]下に[illegible]字あり、今按ふに[illegible]の下に[illegible]、[illegible]ずや、[illegible]二書十[illegible]王[illegible]に[illegible]、[illegible](日本武[illegible]の子孫にましませば、古史[illegible]多し、十[illegible]地名[illegible]、追考を待つと云[illegible]。

堀江（ホリエ）　([illegible])　[illegible]井村[illegible]西南に接し、和氣濱の東に境ひ、北に[illegible]を[illegible]く、村東に花見山あり、正平二十三年、久[illegible]に[illegible]、河野通[illegible]名[illegible]に見ゆ[illegible]大字[illegible]は[illegible]記に、「[illegible]二年十一月、河野[illegible](□之)を[illegible]國[illegible]に於て[illegible]川家[illegible]之[illegible]御對面ある也、[illegible]大[illegible]川家[illegible]なれば、細川家へ[illegible]る地なり

[illegible]の松[illegible]山(太神宮の小祠あり)は[illegible]王[illegible]及[illegible]和氣君等の[illegible]なるべしと云ふ、伊豫古[illegible]、同[illegible]に[illegible]見ゆ、

大内鄉（オホウチ）　和名抄、和氣郡大内郷、[illegible](今[illegible]見村是なり、大字大内存す、[illegible]村[illegible]るべし、近年、大内村に[illegible]と云ふ、附會説のみ、[illegible]見山あり。

正安二年下知狀「伊豫國[illegible]名内、和介[illegible]下[illegible]、[illegible]内、河[illegible]九[illegible]同卅五[illegible]段(中略)以下[illegible]、去文永年中[illegible]、同國[illegible]多郡住人[illegible]入道[illegible]、大内[illegible]入[illegible]六入道、相[illegible]」云々、「[illegible]文書」

和氣濱（ワケ）　(太山寺)　堀江村の西に並ぶ、今和氣村と改む、西南に[illegible]起し、三津濱[illegible]の間に[illegible]、[illegible]上に太山（タイサン）寺あり、此[illegible]は[illegible]島を[illegible]し、其[illegible]由[illegible]戸と曰ふ、太山寺は眞言宗、本尊[illegible]、[illegible]五十二番の札所、寺[illegible]天平年中[illegible]、文[illegible]十七年[illegible]と云ふ。

吉原鄉（ヨシハラ）　和名抄、和氣郡吉原鄉、[illegible]之[illegible]、(今和

氣村に當る歟、建長二年道家處分記に「伊豫國吉原庄、法性寺殿（忠通）御時、爲東福寺院家附」とあるは其地也、和氣村にも之庄と云字存す。

（墓經）

姫原郷（ヒメノハラ）

和名抄、和氣郡姫原郷、訓比女乃波良。（今御幸村是なり、大字姫原存す、大内郷の南にして、味酒郷（舊温泉郡）に接す。姫原に今輕（カルハカ）墓とて、小高く築上たるに、小篠などの生たる者あり、輕大娘女の御塚にやと曰ふ〔愛媛面影〕一書云、姫原に今輕神社を建つ、社の東北輕山に、高二尺七寸の五輪石塔那を立つ、之を木梨輕皇子輕大娘女二王の墓と傳ふ。允恭紀云、木梨輕皇子、立爲太子、容姿佳麗、見者自感、同母妹輕大娘皇女亦艶妙也、（中略）太子是爲儲、不得罪、則流輕大娘皇女於伊豫、又安康紀云、木梨輕太子、行暴虐、淫于婦女、國人謗之、群臣不從、（中略）由是太子自死于大前宿禰之家、一云流伊豫國也。（宇摩郡妻鳥參考すべし）○古事記云、輕大郎女、亦名衣通郎女、御名所以負衣通者、其身之光自衣通出也、（中略）輕太子者流於伊餘湯也、亦將流之時歌曰、

大君を島に放らばふなあまりい返りこむぞ我たたみゆめ、ことをこそたたみと言はめ我妻はゆめ、

其衣通王獻歌曰、

なつくさの阿比泥能濱の蠣貝にあし踏ますなあかしてとほれ、

故後亦不堪戀慕、而追往時共自死。

山越（ヤマコシ）

今御幸村の大字なり、萬葉集に

山越の風を時じみぬる夜おちず家なる妹をかけてしのびつ

とあるは、此なる吟詠なるべし、此里に龍穩天德の二寺ありて、龍穩は禪宗洞家、河野通直創建す、法名を海岸常清と曰ふ、天德は河野通宣創建す、禪宗濟家なり。愛媛面影云、龍穩寺の十六日櫻は古事因縁集に出づ、曰、昔一翁あり老後に及で、春咲花も心せよ、我今已に八十に及べり、花咲頃に逢ながたしと慨み、直に獨言して立ければ、花忽ち開く、是れ正月十六日なり、夫より今に至るまで毎年此日に至て花を開く、冷泉爲村卿此花をよませ玉へける歌に、

初はるの初花さくらめづらしや霜のむめの花のさかりに

三木寺（ミキテラ）

祝谷に在り、御幸寺（ミユキテラ）とも云ふ、今寺名を轉して村名に立つ、或は疑ふ、伊豫御城別君の氏寺なるを。愛媛面影云、此寺三株の黒木あるによりて名附くと、品王河野大法師九醒立したる由、伊豫集に見ゆ、此寺の麓に岡本大明神と云社あり、按するに古昔齊王の御幸ありし地なるによりて、御幸寺と名付けたるか、左れば岡本宮は、即舒明天皇を祀れるなるべし。

高尾郷（タカヲ）

和名抄、和氣郡高尾郷、訓多加乎。（今久枝（ヒサエダ）村、古三津（フルミツ）村等なるべし、北に太山寺山内埋し、東は姫原郷、西は海なり、南海治亂記に、天正十三年、毛利家の兵伊豫に入り、先高尾、帆柱、雄尾の諸寨を翦ることあり、高尾寨は即此にて、三津濱の要害にやあらん。

久枝（ヒサエダ）

御幸村（山越）の西、古三津村の東を云ふ、久万、長戶、安城寺等の大字あり、久枝氏は河野黨の一在名なり、大室（オホムロ）と云地も此邊歟。（豫章記云、正平二十三年閏六月四日、松崎より河野通直爲陸二手にて高崎に發向す、其夜久萬邊に陣取る、被是島五六十餘艘、具足同百八十餘と聞え、五日又高崎に發向す、同八日花見山城を攻め陣取、西園寺山方兵相加るの間、其勢雲霞の如し、同十一日大室城打落す、同十三日夜宗草入道父子若黨六人自害す、同七月十七日、花見山城降參す、久枝四郎左衞門入道與利などは道の口を乞て退出す、其後難波正岡の人皆參す。

久萬（クマ）

今久枝村の大字なり、○豫章記に蒙古合戰の時、河野伯耆守通有は手を負ひ船中に死けり、六郎通有は處々蒙疵伊豫へ歸る、蒙古三人大將の首を久万彌太郎成時に持せて京都へ上ける折節、君は男山八幡宮に御參籠有て、九州實否の注進を御待有ける所に持參、御感賞を被宛云々、或後は此地の在名武士歟、中鑑にも久万氏あり。

三津濱（ミツカハマ）

今三津濱町と云ふ、戶數一千五百、道後地方の大津にして、松山市の埠頭とす、市の西一里を隔つ、此街の西北を高濱と呼ぶ。鐵道は高濱より架設し、松山及び郡中等に通す、航路は神戶港を去る一四七海里、今治を去る三〇海里、長濱を去る二〇海里、宇品を去る二五海里。

三津濱は、前太平記に純友追討の時、伊豫守紀淑人、承平六年閏月此津に着し、又純友此濱にて合戰の事を録す、實否を知らず、又正平紀風記に、一二年三月十二日、伊興國水居津に付て、同日申時に上野殿やかて寄、十二日平井城にて被討了、（今名下畧）この水居津は三津の說にあらずや。（愛媛面影云、三津濱町は、近世古三（フルミ）津（ツ）村より移したる在所なり、昔御船等の泊し港なれは、

（津御）

御津と曰ふ、南海治亂記、豐前國根津浦より出船して、豫州御津濱に渡り、など見えたれば、古は御津と書けるなるべし、日本書紀に、御船泊于熟田津石湯行宮、又萬葉集に「熟田津爾船乗世武登月待者」などある、熟田津は此所なるべし、ろは湯泉に行幸しゝ時、御船泊玉ひけん所、外にあらざればなり。港山（ミナトヤマ）城址は三津濱に在りと云ふ、今市街の南味生（ミブ）村大字別府の丘上に城址を遺す、此歟、河野通春（一作通治）文明明應の頃之に據るも。初應仁の亂、通直西軍に應す、其再從弟通春港山（三津濱）に據り東軍に屬す、是に於て河野氏二派と爲る、永正中通直の子通宣、通春の子通篤を逐ひ悉く其地を併有す。

（山落）

河野伊豫守通治退治候事、早任被申請之旨、合力細川右京太夫代、被致忠節候由、所被仰下也、仍執達如件

寛正六年六月廿五日　尾張守判

吉川次郎三郎殿

右は時の管領畠山政長の奉書なり、細川右京大夫は勝元なり、代々は細川氏當守也、此時伊豫守河野通春豫州を去て備中に逃れず、或は讃州に行て土岐家に寄寓するもあり、又豫州に來て香川孫に仕するもあり、出田の庄泉光寺と云ふは不動にて河野氏の宗備也、浪牢の時背けて來り、爰に安置す、其説宅間野島に載る所也、讃州の河野は一國に稱する是なり、其説一柳氏の系圖に載る所なり（史料通信叢誌）

熟田津

今の古三津村三津濱等の舊名なり、齊明紀西征の條に「七年春正月、御船泊于伊豫熟田津石湯行宮、熟田津此云爾枳陀豆」とあり、又萬葉集に熟田津にも作り、齊明天武兩度行幸の時、陪從の人の歌を載す、假名鈔云、風土記曰美枳多豆。

後岡本宮御宇（齊明）天皇代、額田王歌

熟田津に舟乘せむと月待てば潮もかなひぬ今は漕てなむ、又（失名）熟田津に舟乘せむときゝしなへ如何にも君が見え來ざるらむ、

熟田津は熟田津同處とぞ（萬葉名所考）云、古三津は古への成田津、秋田津、武田津と云三津の跡なりと云り、其十四五町ばかり西に新三津とてある、是今の船津なり。

（飽田津）山部宿禰赤人、至伊豫温泉作歌

百しきの大宮人の飽田津に舟乘しけむ年の知らなく、

伊佐邇波岡碑を參看すべし。

興居島

（由良）三津濱の西北に在り、高濱の岬角と相距る五町、其陸岸と島地の間を由良瀬戸、又由良灘と曰ふ、長二海里、其南口は五町に過ぎざれど、中央には三十町に近く、其北口は十町許とす。○水路誌云、興居島はその岸線極めて不齊にして、樹木密生し耕地少し、大略島の北部は山嶺崎嶇、高さ約四〇〇呎にして、低山帯に由り南部に連なる、其南部は隆起して椀峯を成し、其高さ九四七呎、小富士と稱す、（小富士）由良灘は島の東側に在り、碇泊に宜し、然れども灣の中央に近く、沙及海草より成れる礁堆あり、わしがず灘は興居島の南西側にありて、潮流の害なく安全の假泊地なり、但し西風起るときは波浪灣内に進入すと云ふ、釣島は灣の西南を蔽ふ。

豫媛舊彩云、興居島は往時宇都宮黨の人此に居れり、南海治亂記に、興居島には得居播磨守など見えたり、殘太平記に曰、興居島城主宇都宮遠江守も内々長曾我部元親と内通し、此度人質を送り降參せし程に、元親得大利、早々土州に歸陣す云々、又曰、宇都宮西園寺敵に組すと聞えしかば、當國太守河野通直怒き、永祿十一年八月十五日、追手搦手海陸縫合せ、興居島に押寄せたり、宇都宮遠江守元綱、兼てかくと笠慮怠らず、左れども領を掛けたる曾田平人正猶之は大津長に籠居し、寄手は幾み開みて日夜攻上る、又云、宇都宮兩家相併ふて此興居島に住居して二百餘歳、畢に是れ河野氏の愚幸也。又按、コゴとは凝り堅まりて成出たる心にて、萬葉三、長屋王哥に「磐金之凝敷山」などいへる如く、山の凝り固まりて高く成出たるさまをいへば、此コゝ島もさる意にて付けたる名なるべく著るし、又按するに伊豫高嶺と云ひ赤人の詠み玉へるは、何れを山とも定めたる證なけれど、彼の石土と云ふ山は此國内に最も高き山なれば、打つけにそれなるべしと萬葉考にもいへる如く、さるべき事とおもはるれば、專ら此説によれり、左れど彼の赤人の歌に「島山の宜しき國と、こゝしき伊豫の高嶺の、伊左庭の岡にたゝして」など詠み玉へるさま、彼の石土山なりとも覺えず、こは人の多く疑ふことにて、おのれふと思ひよれる事なり、彼赤人のよみ玉へるは若し此興居島にはあらざるか、さるは左近高き山ならねど、大かたの形富士の高嶺にいさよく似たれば、伊豫高嶺とは詠み給へるならむ、今も俗に專ら伊豫小富士と呼ぶ（和氣郡ノ堂参看あせよ）

釣島

興居島の西南角に在り、方數町に過ぎず、釣島海峽は興居島を東側とし、忽那島を西側とする水道を釣島海峽と稱す、長五里幅二海里とす、伊豫灘と安藝灘六下津戸等に通ずる航路なり。○地學雜誌云、釣島、其北部は小富士と同く火山質岩より成り、其南部は安山岩より成る、殊に其南端の俗にダケと稱する所は、岩柱數十條を露出する絶壁にして、其壯觀實に言はむかたなし。○水路誌云、釣島は興居島の西方一海里にあり、中央最高く其頂圓形にして茂樹あり、高さ五〇二呎、是より北方は斜降して平低角に盡く、燈臺を其北角に設置す、晴天普達十七海里。

忽那島

興居島の西北二海里に在る島群なり、七島より成る、越智郡の三島に對して下島と稱す。中島最大なり、面積二方里に近し其東に睦月島、野島あり、中島の西には怒和島、津和地島、二神島あり、其津和地と屋代島（周防那大島郡）の間を諸島海峽と曰ふ、安藝灘及島灘に通する航路也、由利島は忽那に屬すと雖、稍離れて二神島の南西海里に在る。今忽那四村に分ち、東中島、西中島、睦野、神和と曰ふ。東中島村大字大浦を全島の首邑とす、東に向ふて港灣を抱き、北條の西八海里に當る、故に舊風早郡に隸屬せり。

（大浦）古文書に天文十年下中島へ大内家の兵侵掠して、二島廿崎兩村並島印島に合戰の事見え、又下中島の忽那島警固の事見ゆ（大内氏實錄）上中島下中島の區域明ならず、

（中島）○豫媛舊彩云、忽那島は俗に中島と云ふ此、島十二浦あり昔時二階堂信濃守長部入道此島に籠居せり、子孫忽那を氏とす々伊豫集に見ゆ、此島は古昔牛馬牧なりしも、村民の訴によりて其事を止めらる、此事は三代實錄曰「貞觀十八年、伊豫國言、管風早郡忽那島、馬牛年中所貢、馬四疋牛二頭、今其遺馬三百餘疋、牛亦准之、島內水草

既乏、蓄息滋繁、青苗刊生、風波踏破、鑿岑將秀、群入食損、百姓之愁莫甚於斯、望請捨非年貢之餘、皆悉沽却、以其價直混合正税、詔從之」天平十九年に記せる法隆寺緣起に骨奈島と書きたり、忽古へはコツと唱へしを後クツと唱へかへしなるべし、又此島に泰山城趾あり、忽那式部少輔と云人の城跡なり、二名集曰、元龜三年九月、土州元親發大軍、攻入于宇和郡、自湯月館、式部少輔久津名通著爲兵將被差向、伊豫喜多兩郡及島方之軍八百餘騎、同八日首途當城、分軍於水陸、進發云々。〇史徵墨寶考證云、忽那七島は興居島の陰に聯接し、昔は安藝國島に連り、中國海の咽喉なり、白河鳥羽の朝に忽那長者親朝此に居る、鎌倉の初曾孫兼平、其地頭總追捕使たり、藤原姓を稱す、所謂海賊なるべし、海賊とは水師を云ふ、又軍船の稱なり、防長の警固に同じ、兼平の後合島を總領し、元弘に至り玄孫重義重明あり、忽那軍中日記は元弘より延元中最盛の古簡にして、貴重の史料とす。

(骨奈島)

怒和（ヌワ）島

忽那中島の西二海里に在り、怒和の西一海里を津和地島とし、怒和の南二海里を二神島とす、鹿苑院義滿嚴島詣記に「いしかみの瀨戸、ぬわ、くつな、つわなど云所、島々いくらも四方にならびたり」と見ゆ、卽ち怒和忽那津和（ツワチ）にて、津和は津和地の一稱なり、其石神瀨戸と云ふは、怒和中島間の航路を指すにや、又同書に「ふたかみまさかりの瀨戸」とつゞけたる所あり、二神島は明了すれど、瀨戸の名まさかりは今詳ならず、東鑑「文治六年、周防國津和地」とあるも此歟、されば此諸島は當時防州大島郡に屬したるを知る、豫章記に、正平二十二年、河野通堯以下の牢人、屋代島より來り、奴和弁須岐（今睦月）兩島を燒拂ふ事見ゆ、南海治亂記に二神島の海賊大將を修理進と注せり。

(津和地)

五言　　耻庵

燧洋馬鮫網、三津爛魚船、漁人得意甚、半晴四月天、

英人コックス日記、西暦一八一九年一月三日、一島のスア Sua と云ふ村に至り、遂に上關に達すと曰へり、スアは津和の訛にて、今の津和地島にあたる歟。

味酒（ムマサケ）郷

和名抄、温泉郡味酒郷、訓萬左介、高山寺本元万左介。〇今朝美（アサミ）村、及び松山市の北部の地に當る、大字味酒は朝美村の大字に存す、美左介に訛り甘酒（アマザケ）明神と稱する小祠あり、〇書紀、神護景雲三年、温泉郡人、味酒部稻依等三人、賜姓平群味酒臣とあり。延喜式、温泉郡、阿沼美（アヌミ）神社は名神大と注す、今松山市宮古（ミヤコ）町の江戸山、又阿治美臺と云岡に鎭座し、近年縣社に列せらる、阿沼美は一本阿治美に作る、神祇志料に、熱海の義なるべしと云へり、又按に此邊今朝美村と云ふも、阿治美の訛にや、且宮古の號は、古帝王温泉行幸の行宮址にあらずや、追考を待つ。〇阿沼美神社は昔松山の城地にありしを、慶長八年甘南に移し、甘酒明神とも云ふ、此社に並びて大林寺と稱する道場あり、蒲生氏の創建にて、禪宗なりしを、久松家の時之を淨土宗に改め、菩提所と爲したり。

(宮古)

松山（マツヤマ）

今松山市と曰ふ、東西十五町、南北十二町、人口三萬四千、縣治並に兵營の所在にして、豫州の都邑なり。中央に松山城あり、石手川其南を流れ、道後山北東部に屹立す、三津濱を以て海運の埠頭とし鐵道を通す、鐵道は全市を環繞し、古町（フルマチ）木屋町外側（ソトカハ）町等に停車場あり、東は平井河原に至り、南は郡中港に至るべし。松山縞（マツヤマシマ）は近世時間商人菊屋新助の發す所也、新助初め松山城下に來り、商業を營む、其人と爲り慷慨にして又善く施與す、文化の頃、請ひ聞く所となり擢でられて市長に准せしむ、松山の民俗は布機あるを知るも、花機を用ることなきを憂ひ、其法を市民に授け、終に地方重要の物產となれり。（產業事蹟）

松山城（マツヤマ）

今旅團の所管にして、天主閣、門櫓等舊に依る、兵營は城の西に在り、舊松平氏（久松家）の府城也、慶應四年二月、官軍城主松平定昭の東北に走るを以て兵を發し本城を收む。大八洲遊記云、松山舊松平侯所治、市坊一百、居民三万、繁庶雖不及高松、以有縣治、殷賑殆出其上、有故城、加藤嘉明所築、頗壯麗、城在山巓、平田廣野不多、此地最爲曠如、然四顧皆山、其間平郊、蓋不過三四里、其城據山、登級二百許、有東雲神社、祀舊松山藩祖、石磴嶄然、高十丈、過其有門凡三、每門斗折而上、牙城有三層樓、凡城趾周回二十五六町許、滿山松樹、雜以老樹、城之雄壯、爲四國第一。〇愛媛面影云、松山城は山頂に五重の天守を築き、二の丸三の丸あり、東北に大手の大城戸を構へ、北の山腰に高石垣を築立て櫓を構へて矢狹間鐵砲狹間其數を知らず、要害堅固にしてしかも遠望の風景殊にめでたし、慶長八年、加藤左馬助嘉明松前城を移し玉へる處なり、もとは勝山といひしをのちに松山と改めたりと云ふ、普請未だ全く成就せざるに、加藤侯、奧州會津に移り玉へり、寛永四年、蒲生秀行が次男中務大輔忠知出羽上山四万石より、二十万石を增加して此城に移り玉へり、夫れより八年にして忠知京都にて卒せり、嗣子なくして邑除る、同十二年、東照公の異父同母弟、久松從四位少將定勝朝臣の世子、松平隱岐守定行朝臣十五万石にて當城を賜り、伊勢桑名城より遷り玉ひ、同十九年此城を修理し、五重天守を改めて三重となし玉へり、それより數代連綿して相續し、當火にて天守燒失せしを、近世再建し玉へり、城下の町數七十一町、家數千七百軒と便覽集にしるせり、然れども近世人家益す繁榮して、此國第一の都會となりぬ。

愛媛（エヒメ）縣廳

松山市一番町に在り、伊豫國一市十二郡を管す、人口一百万にちかしと云ふ、初め石鐵縣と稱したることあり、是は萬葉集に「石金のこごしき山」と云辭あ

るをば與居島に取合せて、新縣の名とせるならん、或は曰ふ石鎚なり、山名に取りしと、古書は神代卷に「伊豫國謂愛比賣」とあるに據るん

松山府　　井　蘭臺

寶嚴寺前石竈、一道溫泉地脈開、帝駐容餘千歳色、地形曾湧萬壽來、臨前陽落人無盡、峽外遠原客未回、佐國湯前多樂遊、仙家路接好書臺、

井上鄕

和名抄、溫泉郡井上鄕（今道後村、湯之町湯山村、伊臺村等なるべし、此地に溫泉涌きいで、其泉井の邊なれば、井上と名つけし歟。

浴道後湯　　賴　杏坪

天賜靈泉湧穴、薪爲群湯泓、滌除煩累最稱靈、一浴歳四十年覺、古人作歌萬歲讀、湯從使山腰不折、是州古出發靈僕、聖德之處俱亡滅、名姓但有靑史存、古碑依舊留四內、雲液千古終不改、病客依舊日爛脊、杏常胡馬來嬉嬉、牛羊嘆然痛頑骨、風詠嗚追替顯狂、傳聞井上廟顏容、誰知發內喧嘩裡、着此萬蹤一老描、浴後閒吟無人間、獨向湯神祠新闕、

道後湯

今湯之町に屬す、四國第一の靈泉なり、道後村、湯山村の名も之に因る、伊臺村も湯平の訛なるべし、古書には石湯、又は伊豫湯と曰ふ、凡四國には靈泉十餘あり、而も溫泉極めて乏しく、皆冷泉の類に屬す、獨此地の熱泉を涌出すること、誠に天造地設の奇と謂ふべし、且海内の溫泉中その最古に聞ゆる者、此湯の右に出づるなし、客舍酒樓の設今に盛大なり。

（石湯）

溫泉誌云、道後溫泉は單純泉に屬す、半透明無臭無味なり、其反應は帝加里性にして、容三四九の固形分を含有し、六區に區分し、一之湯、溫度百十に上る、二之湯は百度、三之湯は九十度とし、養生湯、新湯、牛馬湯は逐次に低下す、此地は東北に山巒を負ひ田圃に面す、右手川東より來り村南を過ぐ、浴場六區、其一二三之湯は共に一屋に在り、湯槽は石を疊し、廣狹各異なり、泉源は一之湯東北隅の地にて、土人湯釜と呼ぶ、石槽に擬り寄ちたる巨石三層に累積して、壺形を成せば也、高六尺二寸、周一丈五尺六寸、横面に佛像を鐫し「享祿四年、伊豫國主後胤、河野道直造立」云々と刻す、湛漫潰むべからず、泉井其中より沸騰し、石覆之を承け、各槽に分派す、諸湯皆樓屋を浴室の上に設け、酒菓を供して客に遇す。養生湯は一之湯の末を承くるも、亦其池底より涌出するありて、病者多く之に浴す、新湯は近年の創設にして、最も麗なり、本泉の發見は傳へて神代に在りと云ふ、既戸王建つる所の溫泉碑は、後世埋却すと雖、其文は載せて釋日本紀に在り。○愛媛面影云、道後の湯は古帝王の行幸數度ありて、功驗他の溫泉にまされば、浴する人千里を遠しとせずして此所につどへり、昔時は幾處にも涌出て、其所々に湯桁と云ふものを架して浴たりと見ゆ、源氏物語空蟬の卷に「いでくおよびをかゞめて、十はたみそよそなどかぞふるさま、伊豫の湯桁も、たどたどしかるまじと見る」などあるを思へば、必らず一所にはあらざりけむ、催馬樂歌に「以與乃由乃由个多波伊久津伊左之良須也」云々とあり、左れど今は一棟にて上中下の三等に分てり、又養生湯とて三所の湯の流れおつる處を一區に湛へたり、是は松山少將定行朝臣の建立し玉ひしなりとぞ、俚諺集に曰、景行天皇の行在所は今の明王院北の岡山なり、仲哀天皇の行在所は今の八幡宮の麓なり、聖德太子行啓の處は八幡宮の西の麓なり、舒明天皇の行在所は湯より八町西北の山麓なり、天智天皇天武天皇三帝の行在所は橘村也、慶長十九年大地震あり、湯涸して出でず、其後湯神社前に神樂を奏し祈りて、湯涌出すること舊の如し、貞享二年大地震、濁湯涌出、後に清湯となる、寶永四年諸州大地震、溫泉涸して出でず、翌年正月凡そ百四十五日を經て涌出、同月朔日より舊に復す、是より靈泉いよいよ新たに、功驗古に倍したり、又安政元年十一月五日、南中海道、大地震、溫泉涸して出でず、翌年正月末より涌出て、二月末よりぬる湯となり、三月末に至て再び舊の如し、天武紀「白鳳十三年、大地震、伊豫湯泉沒而不出」とありけるより、幾多の變ありしを想ふべし。

山部宿禰赤人、至伊豫溫泉作歌

すめろぎの神のみことの、敷坐す國のことごと、湯はしもさはに在れども、島山の宜き國と、こごしかも伊豫の高嶺の、射狹庭の崗に立して、歌しぬび辭しぬびせし、御湯の上の樹むらを見れば臣の木も生繼にけり、鳴鳥の音もかはらず、遠き代に、神さびゆかむ、行幸處

（射狹庭岡）

釋紀幷仙覺抄云、伊豫風土記曰、湯郡、大穴持命見悔恥而、宿奈毘古那命欲活而、大分速見湯自下樋持度來、以宿奈毘古奈命而漬浴者、蹔間有活起居、然詠曰、眞蹔寢哉、踐健跡處、今在湯中石上也、凡湯之貴奇、不神世時耳、於今世、染疹病萬生、爲除病存身要藥也、天皇等、於湯幸行降坐、五度也、以大帶日子天皇、與大后八坂入姫命、二躯爲一度也、以帶中日子天皇、與大后息長帶姫命、二躯爲一度也、以上宮聖德皇子、爲一度、及侍高麗惠總葛城王等也、于時立湯岡側碑、其立碑處謂伊社邇波之岡也、以岡本天皇幷皇后、二躯爲一度、于時於大殿戸有椹云臣木、於其木集止鵤、云比米鳥、天皇爲此鳥枝繫稻穗等養賜也、以後岡本天皇近度也、古風土記逸文云、片假名萬葉抄曰、注、是時宮前在二樹木云々、伊豫國風土記、二木者一者椋木、一者臣木、而注、私云臣木者もみの木なり（以上）本文に椹云臣木の云は、與の誤なるべし、又鵤の下なる云も與の誤にや、比米鳥一本には此米鳥に作る。○延喜式、湯泉郡湯神社、出雲崗神社今並に溫泉の傍なる冠山に在り、湯神の舊處は溫泉の東二町

（出雲岡）

許、山際に二神と云地なり。（今按、出雲は湯泉の義也）

伊社邇波岡

道後温泉の岡なり、萬葉集仙覺抄に古風土記を引きて云、上宮聖徳皇子立湯岡側碑文、其立碑文處、謂伊社邇波之岡也、所名伊社邇波者、當土諸人等其碑文欲見、而伊社那比來、因謂伊社邇波本也。○愛媛面影に云、延喜式、温泉郡伊佐爾波神社はもと伊社邇波岡に在りしを、今は湯月八幡宮の傍に移し小祠あり、温泉舊蹟考、温泉の東南古蹟址あり、其東北の岡を俗に伊佐爾波と呼ぶ、此に一つの寶石ありて、藥師を安ず、寶満寺に地に属す、當時の開闢甚だ不便なり、釘して以て[illegible]之を祀す、口碑の傳ふる處によれば元來此像は藥石なり、地より湧出し霊子として掲けず、若し直ちに之を視れば、則ち[illegible]を發て往ち皆ずと云ふ、是れ古來勝住の僧と雖も、[illegible]を容さゞる所以なり、識者曰く是れ必らず太古の古[illegible]ならん、若し然らば宜く衆に示して可なるべく、妄りに[illegible]して去るは、寔に惜むべきことなり云々、一説、温泉の東南に義安寺と稱するあり、[illegible]宗、本尊藥師河野[illegible]通の子[illegible]岡郷義安と云ふ人の建立せしところなり、此寺の本尊は石佛にて、即ち聖徳太子の碑を[illegible]れるなりと、北[illegible]に曰、[illegible]、温泉の[illegible]に[illegible]ありて、昔より土民の云傳にへ大神を[illegible]む、聞きし此中に必らず聖徳太子の[illegible]あるべしとて、人をして堀らしめけるに、果して大なる[illegible]石を堀りたるが、温泉の湯近き土地をほり穴にせし故、温泉中へ[illegible]れ[illegible]たりしかば、里人大に驚き、若し温泉に[illegible]ある時は此里の人民數百人[illegible]湯に及ぶべし、此の堀るを[illegible]用なりとて、皆々堀を止めたりしかば、又其のまゝに埋めたり、いと残り多きことなりと、此あたりの人語りき。

湯岡碑文（釋日本所引）

法興六年十月、歳在丙辰、我法王大王、與惠慈法師及葛城臣、逍遙夷與村、正觀神井、歎世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首、惟夫日月照於上、而不私、神井出於下、無不給、萬機所以妙應、百姓所以潜扇、若乃照給無偏私、何異于壽國、隨華臺而開合、沐神井而療疹、詎舛于落花池而化羽、窺望山岳之巖崿、反[illegible]子平之能往、椿樹相[illegible]而穹窿、實想五百之張蓋、臨朝啼鳥而戯哢、何曉亂音之聒耳、丹花卷葉而映照、玉菓彌葩以垂井、經過其下可以優遊、豈悟洪灌霄庭意歟、才拙實慚七歩、後定君子、幸無蚩咲也。（寶相一作實想、此下一作闕、本葉一作卷葉、葉下一有相字、後定一作後之）

伊豫温泉[illegible]に、義安寺に湯岡碑ありやとて、明治四年官吏寺に至り藥師の[illegible]を開き搜索するに、五寸許の石佛[illegible]石の上に安置す、因て其石を取りて地を穿ちしに、一丈餘に及ぶも碑などのあらん狀なかりければ、堀ることを止めたりと聞く。

（興夷）

湯築城址

又道後城と稱す、湯築（今道後村）に在り、建武中河野通盛入道善[illegible]此に[illegible]し、[illegible]したるより、河野[illegible]の[illegible]す[illegible]に[illegible]、要害を以て[illegible]るも、地勢幽僻に失す、此地こそ州府適應の形勢あり、實に道後の中心なれ[illegible]道後と[illegible]なりけるより、道後温泉の名も起りたるごとし、又湯月の名は齋の義にて、伊佐爾波神を齋きたるより起れるならん、[illegible]に、延元三年湯[illegible]見ゆ、○此城址は湯之町の[illegible]、二重の堀[illegible]十[illegible]、東西に木戸口あり[illegible]けたるなるし、東[illegible]は石手寺に至る、[illegible]に[illegible]れば天正十五年[illegible]湯月へ入城す、これより先小早川隆景本[illegible]に封せられ、又長宗我部[illegible]河野通直を遂ひける時、皆本城を[illegible]て[illegible]と稱せしこと[illegible]、[illegible]は入城[illegible]もなく[illegible]、湯月は[illegible]る）

（道後城址）

湯月八幡宮

近年改稱して、伊佐爾波神社と稱す、[illegible]伊佐爾波[illegible]を八幡[illegible]に合祀し、[illegible]一説云、湯月八幡の社、柯大谷より城址の邊、然て伊佐爾波岡也、城を築きしとき、山を開き堀をほりける故、各別の樣に見ゆるなり、其時迄は八幡宮も彼の山にありしなり、其跡へ小祠を立て本社信則なし玉ふ、古城竹林の中南の山端にあり、俗に岩崎權現と云、伊佐爾波の出崎にありし故、岩崎と云ふべきを誤りて岩崎と云習せたり　○又云、湯月八幡は石清水八幡宮殿を摸し奉り、其壯麗は[illegible]筆の及所に非ず、抑も此御社は原始詳ならず、或云越智玉興十三代、温泉郡司[illegible]建立、即伊佐爾波神社是なりと、[illegible]の頃河野家より再造あって、[illegible]大[illegible]宜より[illegible]る[illegible]の[illegible]家の家に傳へたり、河野斷絶の後[illegible]に放れ、社[illegible]破れて[illegible]紛失す、慶長八年、加藤[illegible]社頭を建立、御領百石を久米[illegible]台村にて寄附す、又寛文七年、松山の城主少將定行公[illegible]により新に再建あり、此時山城國石清水の社[illegible]を摸し、神領二百石を寄附し玉へり

[illegible]後温泉記　服　南郭

國史日、舒明帝十一年、冬十二月、幸伊豫温泉宮、明年、夏四月、帝至自伊豫、又[illegible]伊豫國風土記云所[illegible]、景行帝[illegible]、仲[illegible]、[illegible]天武帝[illegible]太子[illegible]、[illegible]凡六云、風土記又稱、上古之時、少彦名命[illegible]、[illegible]當時此地已有温泉、於是大己貴命、[illegible]少彦名有間乃蘇、[illegible]不自知[illegible]、[illegible]日、吾[illegible]、[illegible]步如故、[illegible]之始、則地祇氏世、所從來尚矣、非特見賞於人皇也、後乃祀少名大己於其[illegible]、[illegible]、又有伊[illegible]神[illegible]、（下畧）

寶嚴寺

道後村[illegible]に在り、時宗一遍上人開基、本尊は自作の[illegible]也と云、二名集に曰、一遍上人は河府七郎通廣男、[illegible]發心して[illegible]、是時宗の祖なり、建治元年[illegible]て遊行す、[illegible]寺の開山にして、正應二年[illegible]化せり、上人[illegible]心の[illegible]に[illegible]む者[illegible]

て、殺害せられんとせしに、柄を握りながら敵の太刀を奪ひ命を助かりし故にぞ、其後文永年中熊野に參籠し、神託を蒙りて諸國を遊行するを始めたり、一書曰、遊行上人は七歳の時、台宗繼教山の寺に入り、其後名を一遍とて、淨土に歸す、正應二年兵庫津の西月山眞光寺に寂す、年五十一

石手川（イシテ）

源を湯山村の東、高繩山、三方森山の溪澗に取り、湯之町松山市の東南を經由し、石井川と合し重信川と爲る、長六里、上流には湯山伊臺五明（ゴミヤウ）の三村あり、石手寺近傍より支流を分ち、灌漑に便す。

石手寺（イシテ）

今道後村に屬す、石手川の右岸に在り、湯月城址の東に接す。○縁起云、石手寺は本尊藥師也、相傳神龜五年越智玉澄建立する所、安養寺と名く、其頃は法相宗なりしを、天長八年浮穴郡荏原郷に右衞門三郎と云人あり、利慾ありて神佛を信ぜざりしに、八人の男子皆て頓死す、八塚とて今なほ存せり、夫より家を捨て、遍禮し燒山寺の麓にて病死す、一念懺悔を大師に誓ひければ、河野息利の子息方となり、左手に一寸八分の石を握りて生れき、石に文字あり右衞門三郎と曰ふ、是れ熊野權現の申子なりとて、寛平三年當寺を再興し、彼石を寶藏に納めて、熊野山石手寺と稱す、其時眞言宗に改めたりと云、四國順拜五十一番札所とす。○又云彌勒寺は本州の古定額寺なれど、近世絶えて其所を知らず、食場村山中横山に彌勒（ミロク）寺山と名付くる所あり、大門又は彌勒堂、毘沙門堂、藥師堂など云所もありて、いつの頃にか廢失せて、今は其名のみ殘れり、彼藥師堂は今石手寺中に移したり、加藤嘉明城を松山に築きし時、城山の東に此毘沙門を遷し祭りける、今横谷山毘沙門堂と云ふとぞ、○續蟹園集曰、天長五年、伊豫國彌勒寺預定額寺云々、續日本後紀云、天長七年以伊豫國温泉郡定額寺、爲天台別院云々。

石手寺

湯山（ユノヤマ）

湯之町の東なる山村なり、圓福寺に新田神社あり、新田左少將義宗、脇屋右衞門佐義治を祭る、其義に應安四年義宗義治妻子一族數十人、出羽國羽黒山の隱れ家より出て、河野家を志して越智郡大島に着し、得能備後入道了雲（通範）の所領なる湯山の奥、月浦の加名生森に潜み、應永十二年に至り、兩將共に卒去しければ、了雲の計にて井河明神の供僧を以て香火常とし、圓福寺と改稱す云々（名勝地志、芳闕嵐史）信用し難し。

桑原郷（クハハラ）

和名抄、温泉郡桑原郷、訓久波々良。○今桑原村存す、井上郷の南にして、石手川の右岸に在り、枝松（エダマツ）松木などの大字あり。

畑寺（ハタデラ）

又繁多寺に作る、桑原郷に屬す、本尊藥師如來四國順拜五十番札所とす、相傳國司越智朝臣の時、河野親經が佛堂を建立せし其一なりとぞ、伊豫古蹟集に弘安二年勅命に依て、蒙古退治の祈り丹誠を凝しければ、永仁二年鎌倉將軍下知狀兩六波羅下文等を賜ふ、仍て有德の高僧相續して住持す、第七世供奉宗師後小松院綸旨を帶し、應永元年當國に下向し入院開堂あり、昔は七堂伽藍三十六坊ありしを、星移り物換りて殿堂悉く轉倒し、其舊趾荒野となり、今は佛宇わつかに遺れり。

立花郷（タチハナ）

和名抄、温泉郡立花郷。○今素鵞（スガ）村是なり、大字立花存す、松山市の南部も立花郷の中なりしにや、此郷は東大寺要錄に「温泉郡、橘樹郷五十戸、天平勝寶四年永配寺封」とあり

雄群（ナグリ）

今松山市の西南郊を雄群村と曰ふ、大字小栗あり。三代實錄、元慶二年、伊豫國無位雄郡神に授位の事見ゆ、雄郡神は今小栗八幡と稱すれども、其實否は審ならず、浮穴郡高井を參考すべし。

埴生郷（ハフ）

和名抄、温泉郡埴生郷。○今詳ならず、或は味（ミ）生村（大字別府齋院）生石（シヤウセキ）村（大字吉田）に當るへしと想はるれど徴證なし、伊豫郡に埴生（訓波布）村あれど稍隔離す、東郡の郷名中に埴生、丹生あり。

久米郡（クメ）

明治二十九年停止して、其地域を温泉郡に併す、温泉の東南に接する小郡なり、舊代には一万五千石の撿地高とす。○和名抄、久米郡五郷に分つ、三代格元慶六年の官符には、久米郡三郷となるを補加したる也、國造本紀に久味國あり、當時は浮穴をも併有して、一國と號したる如し。

（久味國）

國造本紀に「久味（クミ）國造、輕島豐明朝、神魂命十三世孫、伊與主命定賜國造」とあり、姓氏錄に左京神別山部連先祖、伊與來目部小楯とあるに據れば、伊與主命は即伊與久米部の祖なるべし、小川氏は久味は久米の轉にて久米を訓むと曰はるれど、一說久米は隈隅の義なりとも爲せど、久味は却古言なるべき。續後紀「承和元年、伊豫國浮穴直千繼之先、大久米命也、賜姓春江（ハルエ）宿禰」とぞ、本此郷は久米氏の建創せし國郡なりしを知る。（天山郷參看）

天山郷（アマヤマ）

和名抄、久米郡天山郷、高山寺本、注云末也末。○今石井村に入る、大字天山は舊天山村にて、石井川の北岸なり、立花郷の南に接す。釋紀云、伊豫國風土記曰、伊豫郡、自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在天加具山、自天天降時、二分而片端者、天降於倭國、以片端者天降於此土、因謂天山本也、其御影敬禮本久米寺。此に伊豫とあるは不審なれど、國郡未分の初に、久味國を伊豫國に合同して、伊豫郡と稱せられしにやあらん、續紀、天平神護二年久米郡の名見ゆれば、古風土記編集の後に分郡せられし歟。

天山（アマ）

續妙面云、天山は特立して餘の山と同しからず、低けれど山尾長く引く、高七丈、周十三町。

星岡（ホシノヲカ）

今石井村の大字なり、天山に並へる孤丘にして、元弘三年の古戰場なれば、其名世に高し。○太平記云、元弘三年二月四日、伊豫國より早馬を立て、土居

二郎、得能彌三郎、宮方になりて旗をあけ、當國の勢を相附けて、土佐國へ打越ゆるところに、去月十二日、長門の探題上野介時直、船三百餘艘にて當國へ推し渡り、星岡に於て合戰を致す處に、長門周防の勢一陣に打ち負けて、手負死人其數を知らず、剩時直父子行方を知らず。

○史徵墨寳考證云、古簡に

時直引率兩國軍勢等、發向當國、燒拂在々所々、搦城郷於星岡之間押寄、二月十二日申刻件城致散々合戰、時直以下責落云々、

とあり、又博多日記に「三月十一日、伊豫國水居津に附て、同日やかて寄て、同十二日平井城にて被打人々の交名」と見ゆ、今星岡の東に小野村に平井谷の名遺る。○又三島文書、

伊豫在廳、新御家人、富田三郎安貴申軍忠之事、去閏二月十一日、當國石井濱合戰時、於山手安貴懸先登、次同廿七日、至于三月十一日、喜多郡根來城合戰、同十二日星岡之合戰、抽毎度軍忠候、次五月七日讃岐國鳥坂山之合戰、相共雅樂三郎入道備中聞坊手、安貴懸先候畢、凡於道前方者、安貴自最初令馳參御方、數箇所合戰、(中略)

元弘三年六月十七日

石井郷

和名抄、久米郡石井郷。(今石井村の南部にて、大字石井、居相、土居などの邊を指す) 豫章記に河野九郎右衛門尉通久(通信四男、北條時政外孫)承久兵亂の時、關東方討手の大將として上洛し、宇治川の先陣を渡し、阿波國富田庄を賜ふ、後當國久米郡石井郷に申替けるを見ゆ、當時河野氏中衰の比なるが、通久石井郷に移り土居城に居る、土居氏又之より出るごとし。石井村大字朝生田の鎮守善寳寺は、久米[illegible]創立と傳へ、天平中の事と說く、緣起稍明白を缺くも、地方の古刹にして、所藏の兵器に觀るべきものあり。

土居

今石井村の大字なり、河野九郎通久の古墟にして、土壘あり故に土居の名起る。(南土居の五丁目と云ふ地に屋址あり)按に通之の子通有蒙古役に力戰し家を興す、通有の嫡子通忠從軍負傷す、之を土居の祖と爲す由、豫章記、河野系圖に見ゆ、元弘の宮方は此土居氏なり、太平記に土居次郎と云は詳ならず、大日本史には土居通治に作る、通治は通有の季子にて、河野土居に住めるを以て土居と號す、此石井土居と自ら異なり。史徵墨寳考證に「土居は通益、通種、通宗、通理等の名あれど詳ならず、博多日記土居九郎通增とありて、建武紀の笠原[illegible]手に土居新左衛門尉通增と云ふに從ふべし」と、この通益は通忠の子にて、通治と叔姪の間なるべし。○博多日記云、元弘三年閏二月十一日、上野殿(北條時直)伊豫へ御渡之處に、彼津に兵糧米を上置、御向ある處に、河野土居九郎通益只一騎打出申候(中略)今日は日も暮候、明日可入見參と申て引畢、上野殿御方には明日は勢も可有、今夜可寄とて、一千五百騎にて土居九郎か城郷を[illegible]に被寄」。(按に日記の彼津は、伊豫郡郡中港なるべし、石井の西南二里半に在り)

高井

今石井村に屬する大字なり ○博多日記云、高井城自[illegible]二郎通任與野本式部大輔貞只、屬肥前入道手、攻落御官軍、和介濱[illegible]門高井城之處、有武勇之譽

伊豫神社

延喜式、伊豫郡名神大社に列す、今石井村大字居相に在り、伊豫中間神社と稱ふ(伊豫古事記)一說、久米村の日尾八幡是なりと、而て舊書或は久米郡伊豫神社を以て伊豫郡伊豫比古神社と混ずるは無據の至也、神は若伊與久米部の祖、久味國造の祖にして、大久米命、若しくは伊與主命なるべし。○續紀、天平神護二年、久米郡伊豫神に[illegible]位を授くとありて、延喜式之伊豫郡へ係けたるは、久米郡一分伊豫郡に併せたる事あるに由るごとし。

(相居)

餘戸郷

和名抄、久米郡餘戸郷。○今伊豫郡に入る、余土村、垣生村是なり、石井の西に接すれば其剩戸なるべし、東鑑河野一族名の中に余戸氏あり。此地は井手川石井川合流して、更に砥部川と相會し、重信川と爲る處とす。三島社祀安觀目安に「元弘三年閏二月十一日、石井濱合戰御時、於山手懸先畢」とあるは北條方より土居通益を攻撃したる日なれば、此邊に爭戰ありしを知るべし、又安國寺交書云(愛媛面影所引)

伊豫國余戸之庄、大野森山、先知行分所領之事

上方爲寄進、被成御教書上者、早自寺家御知行、不可有相違之狀、如件

應永四年十月十八日　　河野六郎通之

安國寺衣[illegible]客

神戸郷

和名抄、久米郡神戸郷。(今久米村是なり、石井天山兩郷の東に接す、小野村の地も此所屬なりしならん、續紀、天平神護二年久米郡伊豫神に神封二烟を充てらる、こと見ゆ、郷名は之に因る。

久米

松山市の東一里、鐵道驛あり、伊豫鐵道に久米村の日王八幡は[illegible]伊豫神なりと曰へり、同村なる伊豫神を移したるにや、不審なり。愛媛面影云、久米の淨土寺の邊に播磨塚と云古墳あり、昔は石室多かりしも今は曠野に少しく見ゆ、相傳ふ淨土天皇御世、伊豫國人來目部小楯と云人播磨守にて彼國に至り、其後任滿て此所に館を造りて住みける由、其所を播磨塚と曰ふと。按に伊豫軍中日記に延元三年九月廿九日播磨塚合戰とあるは此ならん。

([illegible]磨播)

淨土寺

久米村に在り、播林山三藏院と號す、眞言宗四國四十九番の靈場なり、河野伊豫守通篤の札の條目今に殘れり、寺山とて墓所あり、空也上人自作の木像ありしを今は此所に安置したり、上人諸國修行のとき此寺に三年滯留ありしとぞ、開基大師自作の像、二世學光上人三

世良忠上人いづれも自作、三像あるによりて、三像院とも名づくといへり、本堂[illegible]、又[illegible]、[illegible]に文明十二年[illegible]河野通[illegible]、[illegible]「天山御[illegible]、[illegible]久米寺[illegible]」と云[illegible]

牛井河原（ウシヰカハラ）

小野村の字にて、今鐵道停車場あり、松山市[illegible]三里、[illegible]中山[illegible]を經て西條に通ずる[illegible]路に當る、小野村は石井川の水源なり。

吉井郷（ヨシヰ）

和名抄、久米郡吉井郷[illegible]今北吉井村、川上村是なり、重信川の上游にして、三方森山、石[illegible]山[illegible]東方に[illegible]、中間に中山越あり、道後地方より東伊豫に通ずる山阪とす。

山之内（ヤマノウチ）

今北吉井村と稱す、[illegible]見山、三方森山（サンバウモリ）の[illegible]より、[illegible]山に[illegible]あり、法道上人の[illegible]と稱し、依[illegible]（バハラトヒ）の[illegible]、三方森は三方嶽とも呼ぶ、温泉[illegible]の[illegible]に當り、山の[illegible]なり、山之内川之に發す、即重信川の源なり。

（三方森山）

川上（カハカミ）

今川上村と曰ふ、松山市の東五里、中山越の西麓に在り、川上より中山を[illegible]、西條町に至る六里とす。

安國寺（アンコクジ）

川上村の南、[illegible]之内（スノウチ）に在り、本[illegible]十三[illegible]に[illegible]、[illegible]二年[illegible]河野[illegible]建立、[illegible]

[illegible]國安國寺、[illegible]之庄、[illegible]吉原郷[illegible]戰、[illegible]之[illegible]

右[illegible]、[illegible]之狀、如件

　暦應二年二月廿八日　　左大臣源朝臣

石墨山（インズミ）

川上村の南二里、温泉周桑及上浮穴三郡の交界に當る、東[illegible]山に連り、西は[illegible]部山に至り、一帶の山[illegible]を成す。

浮穴郡（ウキアナ・ウケナ）

明治二十九年、下浮穴郡を[illegible]し温泉伊[illegible]郡に[illegible]入す、上浮穴郡は依存すれども、上郡の地は浮穴の舊域に非ずと云ふ、近代[illegible]郡（上下の地）[illegible]地高二万六千石。

和名抄、浮穴郡[illegible]安[illegible]、[illegible]郷に分つ、拜志、井門郷、荏原郷は今温泉郡に屬し、其出部郷は伊豫郡に屬す、方[illegible]余[illegible]。〇天平十八年[illegible]、法隆寺[illegible]に、伊豫國浮穴郡[illegible]、續後紀「承和元年、伊豫國人浮穴直千[illegible]、賜姓春江宿禰、千[illegible]之先大久米命也」と[illegible]伊豫久米部の同族にして、其久味國の[illegible]内なりしを知る、浮穴直、[illegible]北古命之後也」とある[illegible]比古は詳ならずと雖、續後紀、承和元年に又「河内國若江郡人、浮穴[illegible]子、[illegible]江宿禰」などあるにて河内國に本[illegible]せるを[illegible]る。

（下浮穴郡）

拜志郷（ハヤシ）

和名抄、浮穴郡拜志郷。〇今拜志郷存す、南吉井村も此中なるべし、吉井郷の南に在り、西は井門郷に至る、三代實錄、貞觀九年[illegible]、伊豫國浮島神は、[illegible]吉井村大字[illegible]に在りと、[illegible]に見ゆ。

井門郷（イド）

和名抄、浮穴郡井門郷、高山寺本、法[illegible]。今浮穴（ウケナ）村是なり、大字井門存す、石井[illegible]の南に在り、延[illegible]年井門合[illegible]の事、河野[illegible]に見ゆ。

[illegible]記云、高市（越智氏）の[illegible]中に、[illegible]に弓馬で名を得たる者有、後[illegible]天皇山門御[illegible]の時、最前に[illegible]伊[illegible]仕りたり[illegible]功に依て、[illegible]、三八十と云[illegible]を給り、[illegible]に付名を[illegible]ける井門一族是也、其時八十三[illegible]にて[illegible]りたりし[illegible]也、此[illegible]三郎と云、種々の[illegible]ありし者有。

高井（タカヰ）

今浮穴村の大字とす、[illegible]口と字する地に、[illegible]部[illegible]ありて、其邊に古墳散在す、越智系圖云、浮穴[illegible]世、館于高井里。

荏原郷（エハラ）

和名抄、浮穴郡荏原郷[illegible]、[illegible]本村も伊[illegible]郡に入れ[illegible]、此[illegible]なるべし、井門郷の南に在り。

久谷（クタニ）

今[illegible]本村と改む、御[illegible]名[illegible]、[illegible]郡に通ずる御[illegible]の下より發し、西北[illegible]三里、[illegible]川に合す。

伊豫郡

伊豫郡（イヨ）

西は海、東北は温泉郡、南は[illegible]郡に至る、南北五里、東西三里半、境界整正ならず、一町十七村、人口六万、[illegible]中（ゲンチウヤマ）[illegible]に[illegible]。〇今本郡余土（ヨト）、垣生（ハブ）の二村は重信川の北岸に在りて、舊久米郡餘戸郷の地とす、[illegible]、出[illegible]（イツブチ）、中山、[illegible]六村は舊浮穴郡出部郷の地とす。

伊豫郡、和名抄六郷に分ち、天平[illegible]に、伊豫國[illegible]、伊豫郡[illegible]と見ゆ、又[illegible]伊豫郡[illegible]東北大山[illegible]ありて、久米[illegible]浮穴[illegible]も、一時本郡の[illegible]なりしにや[illegible]、近代[illegible]地高二万四千石とす。[illegible]は伊豫國造なり、[illegible]神八井耳命、[illegible]伊豫國[illegible]にして、[illegible]に[illegible]命（神八井耳命の後[illegible]）を以て國造とせらる。

（古事記國造本紀）

出部郷（イツベ）

和名抄、浮穴郡出部郷、高山寺本、[illegible]へ。〇今伊豫郡出[illegible]村是なり、佐禮谷（サノイダニ）村、中山村、[illegible]田村も此所屬なり、地勢[illegible]郡に入り、[illegible]郡へ入る、郡中町の南三里、一嶺を隔つ。中山（ナカヤマ）は[illegible]中より大[illegible]に至る[illegible]路に係る、此[illegible]

（中山）

販與す。

出淵（イヅブチ）　今出淵村と云ふ、之を以て出部の訛とは爲し難し、蓋イヅブツもしくはイヅベチなどと呼べるを、郷名に立てゝ出部と文字を定めたる也、其名蝦夷語に似たれば、邦語にはあらぬ歟、伊豫國に蝦夷を配置せらしこと、國史に其證あり。

佐禮谷（サレイダニ）　今村名に呼ぶ、寺野と稱する銅山あり、鑛石は黄銅にして、百中四五分の良鑛とぞ、近時歳額凡十万斤。

砥部（トベ）　出淵の東北一嶺を隔て、温泉郡荏原村の西に在り、此地は原町村と共に、和名抄荏原郷の屬なるべし、九谷（クダニ）川の谷なり。

砥部に陶器を出す、安永年中大洲藩主加藤侯の好みによりて窯を開め、逐年工夫して完好の磁器を成す、初は專ら砥石の屑片を原料としたるより、砥部焼と稱す、近年々額八万圓以上の製作ありとぞ、伊豫國は、延喜式に、砥二百八十顆を本國より貢進する由見ゆ。

岡田郷（チカダ）　和名抄、伊豫郡岡田郷、訓乎加多。○今岡田村存す、重信川の南畔に在り、北岸垣生餘土二村は伊豫郡に屬すれど、古久米郡徐戸郷の地とぞ。○豫章記云、岡田の郷に居住する一族ありしをば、岡田と申しける、是等は皆高市（越智氏）の支流也。

重信川（シゲノブ）　温泉郡の諸水之に灑す、石手川、石井川、山之内川、御坂川及び九谷川（伊豫郡）等なり、岡田村の西に於て海へ入る、山之内川の源を距る凡八里、此瀬流下游二里許の間は、加藤左馬（松前城主）の家臣足立半右衛門重信河道を改造し、隄防を興せしにより、重信の名を負ふと云ふ、又今津（イマヅ）川の名あり、今津は岡田村の字に存す。

神前郷（カムザキ）　和名抄、伊豫郡神前郷、訓加牟佐岐。○今北伊豫村是なり、大字神崎存す、岡田郷の南に接す。

（神崎）**伊豫豆比古神社**（イヨツヒコ）　今北伊豫村大字神崎（カンザキ）に在り、延喜式、伊豫郡伊豫豆比古命社是なり、同書同郡伊曾能神社も同地に在り、同書同郡高忍日賣神社は大字徳丸（同村）に在り。○豫陽郡誌云、豫章記に、孝靈帝の皇子、伊豫狭島命、今の王宮と云、即當家の祖宗明神也とあるによりて、此神は伊豫狭島命を崇れりと云説あれども信じがたし、今神崎に鎮座す。○按に豫章記云「伊豫皇子御座處を伊豫郡神崎庄と號し、今王宮と申し、御王宮と崇奉す、御當家の宗廟神也、件宮南方十八町の山腰に、皇子御陵あり、臣下多く死して隨へり、寶玉を埋ます、天子の御前に祭たり、仍て今岡王子と號す、河野系圖云、伊豫皇子伊豫郡に宮作して住御す、神靈あり明神宮大神是也、故に此所を神崎の庄と名つく」云々、此伊豫皇子は國造本紀に「伊余國造、志賀高穴穂朝（仁徳）御世、印幡國造同祖（神八井耳命後）敷桁彦命兒、速後上命定賜國造」とあるに據れば、速後上命を祭るなるべし、日本紀景行紀には、昔伊豫部比古伊豫豆比賣神天降りて、此國を舞ひ坐し事となり給ふと曰へり、播磨風土記には「神前郡青國者、伊與都比古神、與宇知賀久牟豊富命相闘之時、胃落此岡」など見ゆ、亦同神とす、而て播州にも神前の郡名を存すは、偶然にあらじ、又宇知賀久牟豊富命は、播州の牛鹿（ウシカ）氏の人にや、其家は孝靈帝の皇子「伊豫狭島命者、播磨牛鹿臣之祖也」とあるも偶然にはあらじ、參考を侍つ。○又按に伊予乃神は新撰姓氏錄にもあり、高忍日賣は詳ならず、伊豫部毘賣にあたる歟。

近年、伊豫神社の老樹の根もとなる、五輪石塔の下を發きて、古鏡二枚、盃二、經筒三、刀劍一を得たりと云ふ。

神戸郷（カムベ）　和名抄、伊豫郡神戸郷（今詳ならず、伊豫豆比子神の封戸に因むものなるべければ、南伊豫村もしくは松前村などに當るごとし。

松前（マツサキ／マサキ）　又松前濱と曰ふ、今松前村と號す、岡田村の南、北伊豫村の西に在り、古書に眞崎又は正木に作る者あり、皆此地に外ならず。天正十五年、加藤左馬助嘉明、松前六万石を賜り、此に築城す、慶長五年、嘉明東軍に從ひ、徳川氏其功を錄し十四万石を加封す、嘉明更に温泉郡勝山に城き之に移り、松山城と爲る、松山市の西南二里半。

伊豫國御家人祝彦三郎安成申、當國凶徒追討事、引率合田彌四郎貞遠數多人勢、播磨松崎城之間、屬當御手、自去二月十七日、抽忠節之軍忠、十九日同貞遠等攀彼凶徒等引籠由良之城之由、依聞及、重見向後門、燒掃城郭畢、將又今月八日、馳向幽田彌太郎光宗之館、燒掃之、同九日押寄河内徳太郎入道宗性之館、令燒却畢、（中略）建武三年三月

松崎城址（マサキ）　慶長庚子の亂に、加藤氏の將佃十成之に據り、毛利の軍を拒く、初加藤氏東軍に屬し、自兵を率して東に征く、十成を留め松前城を守らしむ、西軍毛利の將村上掃部等来り侮へ、使者を以て松前を開かしむ、十成偽りて命を聴き、數日を経べ、夜掃部の營を欠き襲ひ、手ら掃部を斬り、連戰皆克つ、毛利の軍支へずして藝州に退く。

金蓮寺（コンレン）　僧正集云、後堀河天皇の時、河野通信法し寺あり、御代平定し玉へり、其賞として永代此地を賜ひ寺宇を建立せり、中頃松前住人内匠と云ふ人、法華經を一字一石に書寫し、新田を寄付せり、文明年中、加藤嘉明朝臣此寺を引て松山へ松前寺を築き玉へり、此寺古は柑樹寺と云ひけるを、此寺を松山十二光院金蓮寺と改む、四方八町免許地なり、大森彦七盛長の息女に達しも此寺のとなりといへり、豫陽盛衰記に云曆應五年の頃なりし、當國久米郡の住人大森彦七盛長と云者あり、貞氏將軍元年九州より發向の時、細川定禅の手に屬し、兵庫に於て

烈しき働きありし故、其賞として大庄二三所宛て行れき、一族悦びの餘り猿樂〔[illegible]〕行ひける、此時長[illegible]と云者本土佐の者にて、日夜山伏を嫌て業とし、飽くまで剛強にして不敵なり、眞崎と云所に宅有て、山側に棧敷を搆へて、彦七も猿樂能の人數なりけるが、半途にて正氣を失ひ、唯だ狂亂の如く聲業も叶はず、終に棧敷をも損ぎ大般若を讀誦しけるが、彦長氣色頓に本復し、怪き事もなかりけりと、事太平記に詳かなり。

玉生八幡宮（タマフ）　松前濱に在り、金蓮寺は其供僧にして、出作二百貫庄内六十三町の神領ありしと傳ふ。〔寺寶抑影〕豫章記、河野太郎通時は左近將監彈正少弼に任ず、建武中豫州の大將として一族等相催し、國中の兇徒を退治し、當國玉生庄、山崎、中山、等所々を給せらると載す、玉生庄は此邊の謂にや。

三谷（ミタニ）　今南伊豫村と改む、北伊豫村の東に接す。○豫章記云、越智の一族高市は元暦の比高市武者所清儀同五郎友儀と云者の、攝津生田森の戌日鵯射弓勢に聞こ有ける、讃後伊與郡三谷と云處に在て、氏寺を立て高寺と號す、本尊の像に清儀が骨を作籠けると也、其子孫連昌、吾河（アガハ）に居住するを吾河と云ふ。

吾河郷（アガハ）　和名抄、伊豫郡吾河郷、訓和加波、高山寺本注阿加波。○今郡中町、郡中村是なり、神崎郷の南に在り、豫章記に吾河氏見ゆ、和は阿の誤とす。

郡中（グンチウ）　今町と村二に分る、郡中町は一海驛にして、松山市の西南三里、鐵道を通す、又本郡の郡治なり、戸數一千。○寺院[illegible]云、郡中町は東の山村所出の楮物伊豫砥を始め、砥部の陶器、其外村木當砂石等、總て此町に出して、それより船馬等にて諸國に運輸せり、因て旅客の來往常に絶えず、商賈も又日々繁榮して、人煙益盛なり。○按に、博多日記に「元弘三年閏二月十一日、上野殿（北條時直）伊豫へ御渡之處、郡津に兵[illegible]米を上岸、土居九郎の城郭へ被寄」とある郡津は此歟、此にあらざれば重信川の川口、今津などに當る歟。

白郡中歸久萬山途中作　正岡　[illegible]

稻事借殘尖事加、時節雖日不遠家、柴門寂寞何處在、蹈過村籬野菊花、

上吾川村谷上山寶珠寺は、寺記に白鳳年中越智宿禰興建立の古跡と云ひ、近世は大洲城主の再興する所也、古證文に

「伊豫國寶珠寺、當知行之事、被聞召畢、寺家等可存其旨者、天氣如斯、悉之以狀

元弘三年十月十日　皇太后宮權亮」

伊豫國吾川郷、谷上寺々務職之事、任相傳、當知行可令所務之狀、如件

暦應三年正月十日　賴有

近藤辰壯殿」

一簡には「近藤辰壯丸、任相傳之道理」云々とあり。（伊豫溫故錄）

上吾川（カミアカハ）に稱名寺と云精舎あり、鎌倉塚と云古墳あり、一基の五輪石を建つ、其近傍に從臣を埋めたる塚とて、小五輪十七基並び建つ、相傳へて源範頼（蒲冠者）及其從臣と爲す。（名勝地誌、伊豫古蹟誌）範頼と云事妄誕なり、北條時直などの類ならん。

本郡（ホングン）（山崎）　今北山崎と改む、山崎（ヤマザキ）とは、河野要山前權守の舊邑なるべし、近世は郷名に呼ぶ、郡中町の南なる一村なり、海に瀕す、此邊の山谷より埋木（ウモレギ）を出す、扶桑木と稱し、好事家の稱する所也、續西遊記に扶桑木の説あれど、妄誕にちかし。

天正中西園寺宣久海陸記云、柄より甘崎に着、甘崎を出船して堀江に下、八月六日役所を出船する、亥刻計に山崎の濱にかゝる、難風吹、又其夜興居島へ吹もどさる。○寺院[illegible]云、本郡の埋木は、相傳ふ上古扶桑と云大樹ありけるを、其根年久しく土中に在て、何と謂りたるなりと、仍て扶桑木と名付く、[illegible]、[illegible]て師範の附付となるべし、木質堅緻、色黒にして光澤あり、最も賞玩するに堪へたり、又大[illegible]海中よりも扶桑木を出す、海底より取上げたる初めは和にして、やゝ風にあたれば堅て緻密ならず、久しく乾燥に置て、始めてのち取り出せば、堅き事石の如しと云ふ。

白瀧城址（シラタキ）　南山崎村大字田渡（タワタ）に在る歟、[illegible]云「忽那島中日記曰、河野通盛在南村[illegible]白瀧城（通世三男）次男因幡権任、中先代之時、爲築州大將[illegible]籠城と、白瀧は[illegible]なり」云々、又[illegible]城と云ふもあれど詳ならず

伊豫國在廳、[illegible]三郎安[illegible]申、依當國[illegible]治亂事、去四月二日三日馳向南濱、追討賊等、同七日責落赤瀧城、同八日合戰（中略）六月三日至星岡城郭之時、抽度々軍忠、（中略）建武二年六月九日

石田郷（イシダ）　和名抄、伊豫郡石田郷。○今詳ならず、南山崎、北山崎に當る歟、吾川郷の南にして、出部郷の北とす。

餘戸郷（アマベ）　和名抄、伊豫郡餘戸郷。○今詳ならず、上灘（カミナダ）下灘の二村にあらずや、本郡の西南なる[illegible]海部落なり。

上灘（カミナダ）（由並）　灘村は郡中の西南に在り、四里餘に涉る[illegible]岸を有し、上下の二村に分る、上灘村は郡中を去る二里、長濱（喜多郡）を去る四里半、由並（ユナミ）は中山の西北二里とす。溫故錄云、上灘本尊森は由並の城址とす、河野家譜に曰く

建武三年二月、御所方合田彌四郎貞遠、攻松前城、對州一男六郎兼[illegible]於將軍之間、下向大[illegible]三郎安[illegible]、同十七日合攻彼城、同十九日合田貞遠代、當城落[illegible]、[illegible]說、竟寶又引籠由並城之所、安[illegible]府押寄、彼城[illegible]

拂之。

上浮穴郡

上浮穴郡(カミウケナ)　明治十三年、浮穴郡を分ち二郡と爲す、其南部を上郡と名つく、十五村、人口三万、郡衙を久萬村に置く、面積三十方里の廣ありと云ふも、山中極僻の境とす、郡域亦整合せず、北は温泉郡周桑郡と山嶺を以て相限るも、西は喜多郡と天然の分界なし、地勢全く仁淀川の上游に居り、土佐國高岡吾川の二郡と相接す、故に面河谷(オモゴ)とも稱すべし、十村は其面河谷に在り、他の五村は喜多郡肱川の溪間に散在す。上浮穴には和名抄浮穴郡の郷名を見ず、當時僅上二川間の荒山閑地なりしならん、今松山市より土州高知市に通する道路は、本郡に由る、松山より本郡久万に至る六里餘、久万より東廿里にして高知に達す。

―――――――――――

面河川(オモガウ)　又面河川に作る、杣川(ソマガハ)村の東北、石鎚山の南麓より發し、西南流七鳥に至り、久万川を容れ南流、又東流して久主(クス)村に至り、土佐國に入る、即仁淀(ニヨド)川の上游なり、凡水源を去る九里にして土佐に入り、更に十五里にして海に歸すと云。

明神(ミヤウジン)　御坂峠の南にして、上浮穴の北口の山村なり、此に大除(オホヨケ)城址あり、天文天正の頃、大野山城守直昌之に據り、河野氏の爲に土佐の軍を拒みし處とす。

（御坂）

久萬(クマ)　明神村の南に接す、戸數四百、上浮穴の首邑なり、大字野尻は其南に在り。〇愛媛面影云、荏原（温泉郡）の東南御坂(ミサカ)峠の險路をのぼること三里許にして、山中に一世界あり、久万と名く、人家數多建て並びて、衣食に乏しからず、田畑うち開けて、いと豐饒なり、近世茶を多く産す、其外材木楮石楠等の産物多し、一區の仙境といふべし、久万礦硫は野尻村に産出す、古昔伊豫國より朱砂を出しけるを見えたり、續日本紀曰、大寶二年、常陸備前伊豫日向四國、朱砂云々、又曰天平神護二年、淨足自言、[illegible]長朝廷、[illegible]大山上安隆小[illegible]小[illegible]、於伊豫國、[illegible]朱砂云々、按するに伊豫國往古朱砂を出せしこと著る、然れども近世絶えて所在を知らず、實に惜むべし、物産に志あらんものは、力を竭して搜索しなは、必らず其在る處を得べし。

南海治亂記、貞治二年六月、守護代仁木兵部大輔[illegible]、一萬餘兵を以て[illegible]郡の庄に馳向ふ、河野一族[illegible]て夜討し伐崩す、仁木氏大江の庄に退職を企んとす、國人先君の好みを思て河野方に内通す、仁木方[illegible]て防備をなす事不能して、九萬と云所へ引退き、兵を退けん事を議定す、然して西條表へ打出る處に、能島の兵船ども上方兵[illegible]利を失て退く間て、來て亂をなす、故に讃船を讃州宇多津へ廻し、兵衆は陸路を經て讃州へ引取る。（按に此一戰の地理明白ならず）

菅生(スガフ)　久万村の東なる山村なり、大寶寺在り、此寺本[illegible]、[illegible]は[illegible]國より渡し有り、大寶年中に創建せりと傳ふ、一遍上人六條縁起云、文永十年癸酉七月、豫州浮穴郡菅生の岩屋と云所に參籠し給ふ、[illegible]影現の靈地、[illegible]行の古跡也、昔佛法未廣まらざりし頃、安藝國の狩人此山に來り、古木の中より觀音を見あらはし奉り、[illegible]の[illegible]を上首として、一宇を作り安置しける、其後年へて山に入り[illegible]に、ありし[illegible]の菅生しけりしに中に、本尊おはしまず、狩人重ねて[illegible]をかまへ、我は守護と成るべしと誓ひ、野口明神といはれて今に現在せり。

九萬山[illegible]古[illegible]宮、提[illegible]半夜[illegible]空、上方[illegible]宇[illegible]在、[illegible]所野路[illegible]市中、

大寶寺(タイハウ)　愛媛面影云、大寶寺の二王門の一金剛は運慶作、菅生山の額は後白河院宸筆也、仁平二年燒失せしを、保元二年再造せり、[illegible]大寶寺宮住職し玉ひし時、勅命に依て大寶寺と號すといへり、四國順拜四十四番の札所なり、此寺昔は天台宗なりしを、眞言宗に改む、今は大寺以下十二坊殘れり、閑玉集に藤原[illegible]の歌あり、此山をよめるにや、

筑紫へまかる頃、伊豫の海より雲かゝる山を見て、

朝なぎにこぎ出て見れば伊豫路なる菅生の山に雲のかゝれる。

七鳥(ナヽトリ)　久万の東南二里、面河川の北岸なる一村なり、今仕七川(シナカハ)と改む、岩屋(イハヤ)寺在り、本尊不動明王、四國順拜四十五番の札所也。愛媛面影云、岩屋寺は弘法大師の開基、師の歌に

谷ふかき岸の朝霧海に似て松吹風を波にたとへむ

此歌の心にて、海岸山と名くる由、此あたり總て斷崖絶壁にて、風景比なし、數々巖との間に人家を通ずべき處あり、俗に迫割(セリワリ)と名く、鎖を攀て登る、絶頂を禪定と云ふ、二十一段の階子を登りて、白山權現社に至る、此[illegible]、[illegible]は宇和島九國の境まで見渡さる、岩窟に不動は[illegible]て占つべく、仙人堂は階子を昇りて至るべし、[illegible]人の至るべからざる所に、[illegible]立てり、俗に[illegible]、其外[illegible]中の[illegible]、[illegible]一々數ふるに暇なし、此國第一の奇境と云ふべきなり、

（岩屋寺）

日野浦(ヒノウラ)　今弘形(ヒロカタ)村と改む、七鳥の南一里、面河川西岸の山村なり、西山を踰て四里にして小田村に至る、東南二里久主(クス)（今中津村）は土佐の國界に接す。

小田(ヲダ)　今小田村と云ふ、久万村の西南三里、地勢喜多郡に入り、溪澗は皆西流して肱川に入る、此小田は

（寺町）或は寺町(テラマチ)とも曰ふ、豫章記に寺町內官代宗[illegible]と云名見ゆ、河野親經の叔父に當る、此地に住したるにや、詳ならず、一書に小田村に[illegible]助の子眞治の墓ありと云、是は例の僞のみ。

羅漢窟(ラカンクツ)（小屋）

小田村の南二里餘、小屋(コヤ)村に在り、此岩洞を一書に浮穴郡の起因なりと錄せるに因り、近年改めて浮穴村の名を立つ、浮穴は河內國より移せる證なれば、此岩洞に關係なし。

地學雜誌云、小屋村の岩洞は山の腹に在りて、溪水は其脚下を繞る、洞の門戶は[illegible]にして、岩石嶄巖亂立す、人[illegible]して進む、一足石を踏み、一足水中に涉す、辛くして此處を過ぐれば、洞內軒豁、恰も數十間の屋の如し、是より石[illegible]、而して[illegible]むれば石筍高林、仰ぎ視れば鐘乳森然として倒に垂る、上下互に相迎へ、恰かも鋸鋒を立ふるが如し、又上下相合して一柱をなせるものあり、此岩の深さ四町四十八間、支洞一町三十間と聞けり。○[illegible]云、小屋村の[illegible]は、其洞中千體佛とて、羅漢の居並びたる狀の石より、[illegible]集に浮穴と云ふ郡名も、此穴より付けたりといへり、[illegible]人たる文化[illegible]穴に入りける[illegible]日記に云、小屋村より一里許にして、大[illegible]と云所に至る、一二町ばかり離れて谿より下つかたに水立生に[illegible]る中に、大なる巖の立[illegible]る有りて、其巖の下やがて窟なりける、前に格子樣の物したるが半破れたり、案內者のいへらく此穴に入れば必らず大風吹きて、人を入れじと揣へたるも、何者か破りて入り初めたるなりといへり、此所にて燈火二つともして入るに、十間許りは少し濶りてゆく、それより漸く狹し、すべて上も下も一面の白石にて、高き處は馬にも騎りつべく、廣き處には家をも立つべし、所々水[illegible]落て、鍾乳石[illegible]しくつきたり、穴の內[illegible]多し、一丁許りゆく[illegible]岩と云あり、俗に胎內くゞりと云ふとぞ、此所は下に水溜りたり、はらばひつゝ漸く越え行くに、彼方は又いと廣く高し、或は逆(サカ)穴とて恰も井をのぞきたらん樣に下りざまになりたる穴あり、此踊岩より廿四五間許り行けば千躰佛とて、石左右にいくつともなく並立てるさま、彼の五百羅漢と云ものに似たり、それより四五十間許りゆく、鳥居岩と云あり、そは鍾乳石の大さ柱ばかりなるが、上より下まで降りつきて立たり、其より四十間許ゆけば、中川と云所ありて水深く溜りたり、此處をも越えゆけば猶さまざまあるべきを、いつとなく心細くなりて、此處より引きかへしつ、此坑に入らんは蠟燭松明等必らずたくはへ行くべし、若しさかくして燈の消えたらんには、再びもとの道に出てんこと難ければなり。

大野原(オホノガハラ)（雨包山）

羅漢窟の東南二里、豫土の州界、雨包(アメツヽミ)山の北に連る高地なり、南に降れば檮原(イスハラ)（土佐高岡郡西津野村）に至り、東に降れば[illegible]郡の柳谷(ヤナイダニ)村なり。地學雜誌云、[illegible]川村（雨包山）海を拔く三千九百尺也、此山の中腹伊豫に[illegible]したる處に、大野が原と稱する高原あり、海拔三千三百尺、東西殆一里、南北二十町許、青草茫々として樹木を見ず、山頂より之を望むときは、直徑百間も有んと思はるゝ盆形の窪地、四ケ所に點在し、其の中直徑二十尺計の小窩七十餘あり、土人は之を「マヒヌケ」と稱す、蓋し水流の盤渦溶入するの謂なり、惟ふに原の地盤は石灰岩の一層より成り、上面は[illegible]を生ぜる堆土を以て之を覆ふものにして、振古以來山上に降下する雨雪は、岩盤の罅隙を侵蝕し、或は空洞を造り或は隧道を穿ち、[illegible]に就て流れ去るを以て、[illegible]年の久しき、遂に地盤の上部陷落し來りて、かゝる盆穴を生じ、原中の水皆之に注入するに至りし者ならん、今日も原上の地盤は不斷に陷落する患ありと云、其の中間を南北に貫く小山あり、これぞこれ原中の分水嶺にして、以西の水は小屋川となりて肱川に入り、以東の水は黑川となりて仁淀川に注ぐ、而して前に記せる「マヒヌケ」は此分水嶺以東に多ければ、原中の伏派は多く仁淀川に入るならん。

登嶽屋山絕頂　正塲　適所

手[illegible]自頭名、[illegible]白雲迎筆生、[illegible]天[illegible]、

飛[illegible]二十一峰、[illegible]

喜多郡

宇和(ウワ)郡

後世專ら南伊豫と稱し、他の道前（東伊豫）道後（中伊豫）に分別す、今南宇和郡、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡皆此地なり。貞觀八年、本郡を分ちて喜多郡を置き、三代格「貞觀十六年、宇和郡元二鄕、今戶口增益、新加二鄕、請依今爲下郡」とあり、和名抄に四鄕の名を錄す、後に[illegible]喜多郡矢野鄕本郡に復歸す。明治十二年、西東北[illegible]二郡に[illegible]る、此郡南松(マツ)御庄の地は南宇和郡と稱す、和名抄に鄕名を缺く。

上古宇和別君ありて、此地を治めたまふ（三間鄕、井に宇和津彥神社の條を參考すべし）持統紀に宇和郡[illegible]見し、聖武紀「天平二十一年、宇和郡人、凡直鎭[illegible]、[illegible]當國々分寺知識物、授外從五位下」ともあり、續紀「貞觀十二年、宇和郡人、[illegible]」、[illegible]「物部[illegible]」ともあり。（宇和[illegible]は、豫州中別に一境を成すを以て、延喜式に三[illegible]の[illegible]を[illegible]する[illegible]、延長五年、西伊豫に[illegible]、承平に至り[illegible]、[illegible]に天慶二年、藤原純友の亂を釀生す、[illegible]り純友を誅滅し、功を以て本郡を賜ふ、子孫[illegible]て小[illegible]氏と曰ふ、[illegible]中に[illegible]、[illegible]和郡に[illegible]ふ

て、西園寺賀氏に附與す、西園寺氏之を傳領し天正中に至り全く之を失ふ、喜多郡には宇都宮氏攝津氏あり、亦鎌倉の家人たり、皆傳へて天正中に至る。

賀茂社(山城國)書記に、寛治四年御厨九箇所の中に、「伊豫國、宇和郡六帖網、同國内海」の二所を收む、今并に詳ならず。

喜多郡

伊豫郡の南、上浮穴の西にして、宇和の北部なり、故に喜多郡と稱す、地勢東宇和と一塊を成し、肱川の山谷に在り、西北の一隅纔に海洋に向ふ、肱川之に朝宗す。○本郡、今三町三十四村、人口七万五千、郡衙を大洲に置く。

喜多郡は和名抄、岐多と注し、三郷に分つ、其矢野の一郷は今西宇和郡と爲る、三代實錄「貞觀八年、割伊豫國宇和郡、爲宇和喜多二郡」とあれば、本北宇和の剖なり、後世矢野郷は宇和郡に復歸す、近代には喜多郡田万四千石の撿地高たり。○三代格、元慶八年、太政官符、伊豫國喜多郡解稱、管浮穴久米兩郡、管郷各三、課丁貳七百廿五、貳七百二、皆有大小領、今此郡郷數既同、課丁三千二百八、輸貢調庸、多倍彼郡、而只有領一人主帳一人、辨濟雜務、動致緩怠、望請因准彼例、置大小領者、奉勅依請。延喜式云、凡貢調庸、伊豫國限四年二月、但宇和喜多兩郡、限三月。政事要略云、延長九年正月、昨年之間、海賊未隱追捕、去年之末、盜運伊豫國喜多郡不動二千餘石。

長濱

今長濱町と云ふ、肱川の海口右岸に在り、三津濱の西南二十海里、松山市を距る十里、戸數八百、喜多郡の埠頭とす。(大洲町は上流四里に在り)長濱の海上、直北九海里に靑島と名くる孤島あり、方數町、伊豫灘の中心に當るを以て、航路の一障標たり。○水路誌云、長濱は肱川口に當り、沙堆は時々變遷し、冬季北風の時を最も甚しとす、十月より三月頃迄は、黎明に該川口より風起り、霧靄を發し冷霧を吹出すること三四海里に及ぶ、由て以て其川口を容易に知り得べし、土俗此風を「地あらせ」と唱へ、頗寒冷なり。

鳥坂城址

今詳ならず、永祿十一年、鳥坂合戰の形勢を按するに、長濱附近に在るべし、故に今此に繫く。○殘太平記曰、永祿十一年八月、土佐一條兼房卿伊豫國に發向し、鳥坂城を攻め動す、長曾我部此企に隨順して、家臣江村備中守に三千餘騎を屬て、兼房に加勢す、都合其勢八千餘騎、土州幡多を打立て、豫州の境黒瀨を攻順へ、鳥坂城を打圍む、此時宇和郡西園寺三千餘騎にて馳加り、日夜を限らず攻寄せたり、城の守將人村上河内守吉繼籠さ、急を河野通直に注進す、通直時を延べず三千餘騎にて打向ひ、一條勢に相對す、河野は毛利の一族宍戸備前守隆家の婿なれば、毛利家三千餘騎にて通直に馳加り、續きて小早川隆景浦兵部、村上河内守吉充千餘騎を屬て、河野景形が陣を請付せらる云々、翌日村上か一族能島久留島因島の海賊、吉繼が急難を救はんとて、兵船五百艘を漕寄す、依之宇都宮西園寺引去りける、同年八月下旬土州勢を引去、與伊豫の村里を燒火し、六ケ所切り取り、之を奪ひ利として土州へ歸陣あり云々。

出石寺

今豐茂村に屬す、山號を出石とも、金山とも稱す、標高八百餘米突、長濱町の南二里、喜多郡と西宇和郡の交界に當る。○愛媛面影云、此寺は觀音地藏の石佛地より涌出したり、依て出石寺と名くと云ふ、初めは雲峰山といひしを、後に金山と改めたり、或人云ふ此山の西北に當りて、近世銅を掘出せり、此邊すべて金氣多し、此石佛の光明赫奕たりと云ふは、自然の金石なるべしといへり、おのれ思ふに空海の金山と改めしといふは、即ちこれをいへるか、されども石佛今は秘して見ることを許さず、寶物には鐵塔、古鏡、古瓷、寶劍、其外佛畫多し、按するに堂前に在る所の古鏡、四方に佛像ありて、文字なし、銅色老て自然の光澤あり、是三韓より獻れる天竺物なるべしと云ふ。○出石山の西北麓は海に迫り、出海櫛生の二村あり、近年出海の山中に、黃銅礦を採掘す、年々數万斤。

(出海)

須戒

出石山の麓、肱川左岸の山村なり、今上須戒、下須戒(又相生)の二村に分る。○安西軍策云、永祿十一年四月、小早川隆景伊豫へ三日が中に推渡る、河野父子打出迎、案内して宇津宮か屬城一々に攻落、同廿四日上すかいの城へは、河野先陣にて一時が間に乘破、五百餘人討取、鳥下すかいへは吉川小早川兩家者一番に乘入三百餘討果、其外の者共は方々へ迯去けり、其より鳥森を三萬餘騎にて打圍、稠攻上れば、城中にも手痛防ども、小勢なれば不叶して落行く。(按に須戒城は鳥坂と同異を知らず、又鳥森は今平村の大字鳥森なるべし、新谷村の傍に在りと云ふ)

肱川

源を東宇和郡多田村大野山に發し、南流明之町を過ぎ、東流野村川と稱す、横林村に至り北折し、成能村に至り奈良野川を容れ、西折し大洲町の東を過ぎ、屈曲して長濱に至り海に歸す、長凡十六里、大洲以下四里は舟楫の便あり。○肱川は一に比志川に作る、其曲折迂回往きて返るが如き狀あり、全く大野山を抱擁し、其山南に出てゝ山北に歸す。

(比志川)

新屋郷

和名抄、喜多郡新屋郷、訓爾比也。○今新谷村、平村、粟津村、三善村、喜多山村等の地なるべし、北に壺神山、如法寺山聳え、南に神南山あり、西南は久米郷に至る。

新谷

今新谷村と曰ふ、大洲町の北一里半に在り、延寶二年、大洲城主加藤泰興、墾田一万石を帝織部正直泰に分隷し、新谷に陣屋を置く、子孫世襲して大政維新に至れり。○愛媛面影云、新谷加藤殿領し玉へり、南に川あり、

北に高山ありて、海岸を隔ること四里許、自然要害の地なり、近世藩主の物々しくて要入る處なり、殊に此津田村まで中丈も田饒ひ饒なり、内子郷まで二里。

粟津（アハヅ）（喜多八）

今大字、手城、米津の三村を併せて粟津と云ふ、(米津に粟を云ふ)城址ありて、津々喜谷遠江守頼孫行、觀應元年中し、法名西禪と云ふ、其子孫代々任守行より累代之に居る、天正中高盛に至り家亡ぶ、西禪寺書云「野州實岩寺佛國國師之上足、真空禪師開山」、今此寺手成村に存す。

「寄附 西禪寺、備松山年貢、毎年參拾貫文定、右爲寄進申之狀、所寄附也、(中略)

觀應二年六月十五日　　善智」

「粟津郷生妹谷之内田地寄進之事

右爲寄進(中略)

康安二年十一月　　高實」

「寄附本名之内、在所山本田日畏、爲子孫保、現世安穏、後生善所、永代限西禪寺寄進所、如件

享徳四年歳次乙亥七月　　津々喜谷行書」

久米郷（クメ）

和名抄、喜多郡久米郷(〇今久米村、宇野（ヒノ）村、大洲町、喜多村、南久米村、菅田村等の地なり、喜多郡の首部にして、西は一嶺を隔てゝ矢野郷(今西宇和郡)に接す。

大洲（オホズ）（大津）

今大洲町、久米村、喜多村の三に分つ、或は大津（オホツ）に作る、肱川に跨り、一郡の大市なり、松山を去る十四里、長濱八幡濱両港之町皆各四里を隔つ、戸數一千、或書に此地は河野通信の據れる比志城なりと稱す、然れども大洲の西二里に日土（ヒツチ）村(西宇和郡)存す、比志城は彼地ならん。〇愛媛面影云、大洲の近村は水田稀少にして陸田多し、古より大豆を產すること遠なし、延喜式民部式、伊豫國大豆十八石、雜大豆三十二石」と、今は大洲豆と稱す、又紙を漉き出すこと多し、大洲の名産にして、世に大洲半紙と稱す、色雪白にして薄く且強し、延喜式民部云「伊豫國、紙斤」、同主計云、伊豫國、中男作物紙」。

寛政八年有方録云、十一日、安川子到來書曰、雷雨甚、此地川路溢、如流川不可復、且百姓地汗、恐不巳及子城、低岸浸水數尺、從雨戶外有閒鎣、騎馬見之、水流于街上澹々、比地川流遠山高、諸溪合併、動輒氾濫、古道大淵西北入海、港口多關、從一豈亦演守、陳佐部分、一以陣法進退、在窩操練森、非專以演習、實爲壯觀。退筑録云、大洲の宇都宮明神は、元弘二年、宇都宮大和守頼方守護職として任國下向したる時勸請すと、今喜多村大字五郎に在り。

大洲城址（オホズ）

大洲町に在り、宇都宮氏之を創む、近世加藤氏六萬石の治所にして、明治維新に至り廢す。〇愛媛面影云、大洲は天正中まで宇都宮氏の居邑たり、又大津と云ふ、比志川の流れを引て、城郭の壯麗殊にめでたし、大津大洲みな比志川によれる名なるべし、殘太平記曰、かゝる處に宇都宮元綱が郎等菅田隼人正信之大津城に立籠る云々、吉川元春三万餘騎を率し進て大津の庄に推來る、其勢山を崩すか如し云々、南海治亂記曰、宇都宮遠江守豐綱が臣、菅田治部大夫直之逆旆を取て自立せんことを欲し、土州の兵を假りて河野領を犯す、是より河野宇都宮鉾楯に及で、河野家より毛利家に通じ援兵一万餘人を引出す、河野は大津の管内に向ひ、毛利家の兵は滿（ミツ）の濱より上りて宇都宮が居城松山城に攻めよる、宇都宮方力足らずして毛利に降りぬ云、按ずるに松山城は慶長八年加藤嘉明の築く處にして、それより以前に城のありし事を聞かず、若くは宇都宮が居城與居島を誤りて松山といへるならん歟、二名集に曰、大野直行通志於長曾我部元親、天正元年三月、河野近江守通吉自衛發于喜多郡、而向于郷城大洲、直行失時、今の大洲城は地藏嶽の古城趾によりて築きたるなるべし、然らば二名集に云ふ所の大野直行と云人は即ち菅田直之にて、殘太平記の猶之も同人なるべし、此人は菅田村にて菅田氏の一族にて、菅田氏を稱ふるものは、菅田村より出でたるか。〇按に宇都宮氏の喜多郡に移止せるは鎌倉幕府の時なるべし、下野國誌曰、宇都宮景綱三男、武茂宮陸介泰宗の二男、遠江守貞泰京都守護として烏丸に住したり、其子三河守宗泰伊豫國へ移住し、其子三河守朝宗は即大洲宇都宮氏の祖なりと、宇都宮豐綱は永祿十一年滅亡し、其舊有は河野氏に歸す、長曾我部更に之を侵奪したりしも、久きこと能はず、大洲城中絶し藤堂の附庸たり、慶長十三年、脇坂安治大洲六万石に封せられ、之を再興す、元和三年、加藤左近大夫貞泰之に代る、子孫世襲、以て近世に至れる也。

根來山城址(今詳ならず、宇都宮氏の要害にして、大洲の附近なるべし、加藤軍清書状に、

喜多郡地頭宇都宮遠江守、同美濃入道代官等、攝根來山城郭、致朝敵之間云々、

又三島社獻案日安に、

元弘三年閏二月自廿七日、至于三月十一日、喜多郡根來城合戰、同十二日國合云々、

此に遠江守と云は即景泰にや、史考證には當時伊豫の守護宇都宮河權守貞宗と云も、宇都宮氏ならん、又貞宗は宇都宮系圖の三河守宗泰と同人にや、(東宇和郡多田參看)

平地（ヒラチ）（喜根）

今野田村と合同し、平野と改む、大洲の西二里、出石山の南麓に當る、高森（タカノモリ）、又川谷（カヂヤ）と稱せる塞址あり。〇愛媛面影云、高森は平地の東、夷谷（エビスダニ）に在り、萩森城播津氏の老臣川谷伊豆の城蹟とぞ、宇都宮名東寶と云人の舊あり、又土佐國の一條浪人して、平

地村に二三年住宅、其後歸り給ふとなり、按ずるに一條兼定は土佐軍記に中納言從四位、天正元年出家三十一才也、此時長宗我部の家老と言談に及び、土佐國を逐出し、若君内政を元親聟にして大津に書治む、大津御所と云ふとあり。○按に南路誌に兼定鍛冶屋の女に契れる事を載せ、其地は法華津とも津島とも曰へるは、津島郷の俗説に因みて附會せる者の如し、鍛冶屋は即禰谷にて、平地の郷士の氏號なり。南路誌云、一條殿兼定卿は幡多郡に御座せしが、御不行跡にて豐後國へ移り、豐後より伊豫國津島の内、(いふりの海邊とも云)法華津ともいふ、小名を則部と申所へ参られ、鍛冶屋某に寄らせ玉ふ事あり、かくて君は土佐へ御歸り給ふと聞き、娘は餘波をおしみてうたふ「君は津島の鍛冶屋の娘、くさりいりてぬしつなぐ」又此女の歌に「おもひきらしやれ鍛冶屋の娘、かねのくさりもきりやきれる」と、今に津島ぶしとてうたふよし。

菅田(スガタ)

大洲町の東一里を菅田村と曰ふ、菅田の東一里を成能と云ふ、南海治亂記「喜多郡大津の城主菅田直之は宇都宮氏が臣たり、先年より土佐方に成て人質を出し、元親家の力を假て、八幡の城鍛冶が城を取て、漸々に河野領を侵んとす」とあるは此村の人ならん。

成能(ナルノ)

中山(伊豫郡)小田(上浮穴)等より出づる諸水、内子町に合流し奈良野川(成能川)と稱し、成能村に至り肱川に注ぐ、長六里。

内子(ウチノコ)

宇和川(ウワカハ)湯し宇和川村に鑛泉出づ、其小藪(コヤブ)の鑛泉は溫六十四度、客舍四五戸あり、近傍に八重喰武(ヘグリアリヨウ)陵二所の硫黃泉あり、大洲の東三里に當るを以て、來浴の人多し

奈良野川の谷に在りて、一驛なり、道後地方より大洲宇和島に赴く通路に當る、上浮穴郡小田村久万村に赴く山路も、此に岐分す、松山市九里、宇和島十三里。

西宇和郡

(イ)
八日、山道上下、村落向背不一、多植櫨櫨、樹植實爲蠟作脊、得中山脊、西南相半、過此入溪與水流左右、既而得佳境、水傍石岸、山骨悉露、巨石如揭、茂木蔭之、秋陽可避、揭衣渡之、游魚驚散、据石久視、散者復集、追遙以戯、閑適之狀、以可人意、蜿蜒稍來欲咬人、乃去至内子村(寬政六年有方錄)

五十崎(イカザキ)

舊郷名なり、今村名に傳ず、溫故錄云、總津秀寺の經卷に、應永年中「伊賀前地頭円幡守源朝臣高實」と署名す、宇都宮家の人なるべし。

大瀬(オホセ)

今大瀬村、内子町の東二里、伊豫郡出淵の南なる山中に在り、大瀬の山は近年數万斤の鑛額あり、其鑛床は不規則の扁豆狀を成し、大小の鑛塊を見ると云ふ。

西宇和郡(ニシウワ)

喜多郡東宇和郡の西に在り、全郡海洋に臨み、佐田岬の大嘴其西方に斗出す、長十里、汀線長宵雅を極むるも、郡界蜜合し、一町二十一村に分つ、郡治は八幡濱に在り。

西宇和は、和名抄喜多郡矢野郷の地なり、中世宇和郡に復歸し、明治十三年に至り、分割して西宇和と稱す、實は西喜多郡と謂ふるを當然とす。○此地方は近世保内(ハウナイ)郷と稱し、領地高一万石、宇和島侯の所領たりき、保内は矢野保の謂なり。

（保内）

矢野郷(ヤノ)

和名抄、喜多郡矢野郷、○今西宇和郡の地を云ふ、中世以降は保内郷と稱し、宇和郡に復歸す、矢野崎村(八幡濱北)神山村大字矢野(八幡濱の南)など尚存す、千丈(センヂヤウ)村に大字川(カウ)あり。

東鑑、元暦元年、池大納言平賴盛家領の内に伊豫國矢野領と載せ、古今著聞集にも伊豫國矢野保黒島見ゆ、黒島は今本郡伊方村の南に一岩嶼ある是也。○愛媛面影云、萬葉集の矢野神山是なりと云へど非なり、去れど八幡濱の西に矢野町あり、古は此邊にて矢野郷にて、喜多郡なりしを、後に宇和郡に屬したるか

八幡濱(ヤハタハマ)

今八幡濱町と曰ふ、一千餘戸、西伊豫の大海驛なり、水路誌云、西井(アメユ)(川之石(カハノイシ))港の東隣を八幡濱と云ふ、此灣水深三四尋乃至廿四五尋、底質泥沙にして、強西風を除く外、能く諸風を保障す、港首に八幡濱邑あり、人口五千餘、此近海大商估の居る所にして、諸交通の便備はる。○八幡濱より宇和島に至る二十三海里、豐後國佐賀關に至る三十一海里、佐田岬まで二十五海里。

愛媛面影云、八幡濱は筑紫國へ渡る湊にして、四方の旅客よりつどへば、最賑はし、此所より三崎まで十七里の間、入海にて江のごとし、三崎より豐後國佐賀關まで七里の海上、やゝもすれば風波多し、天氣を見定て渡るべし、八幡大神こゝに宮居け此濱なる小高き岡上に立せり、宇和舊記曰、傳へ言ふ昔宮諸の干潟に夜々光物あり、地下人心にかけて尋けるに云々、又今の處に光り給ふによりて、此地を撰、神體を納奉り、氏神と崇敬す。○按に宇和八幡宮は、宇佐宮託宣集に

天國排開廣庭天皇御宇、三十二年辛卯、豐前國宇佐郡菱形大尾山、有靈異之間、大神比義禰申之時、現天童言、辛國の城に始て八流の幡と天降して、我は日本の神と成れり云々、人皇第一主神日本磐余彥尊、御歳十四歲の時、橿原宮に昇り印鎰を受執、日州辛國城蘇於峯に還り來る是也、次に大和國膽吹嶺、次に紀伊國名草濱、次吉備國神島、次に周芳國佐波由良門、次伊豫國宇和郡云々、吾昔伊豫國宇和の郡より往來の時、豐

（宇和八幡宮）

後國々埼郡奈多の濱に渡着云々、と見ゆ、中世まで六年毎に、今も八幡の神輿御幸を、宇和八幡へ渡し奉る古儀あり、宇佐の舊記に微見せり。

櫻森城址（五反田） 今神山村大字五反田に在り、攝津氏の故壘なり、[illegible]狀に「[illegible]能直分、伊與國矢野保內八幡濱」と載すること、諸書に引用するごとし、其子孫[illegible]十一年に至り、宇都宮氏の將菅田直之に滅却せられ、南豫記に「豫州宇都宮殿の家老菅田直之、元○公を後陣に置き、近所の八幡城カチヤ城、高野を以て直之知行して、其身自分の勝手朋成宿有に付て、元○公別て御意に叛かれし也」云々と見ゆるは是也、攝津氏は西園寺殿（今東宇和郡之部ご云）の麾下に屬せし事もありしにや、宇和舊記云、櫻森は五反田に在り、西園寺殿の麾下十五將の一人、攝津豐後守實○の城跡なり、實○子伊豫守○安、其子久右衞門宗○、其子仁○宗興、岩野保內二郷の內にて四千餘石を知行して、南方殿と稱せり、清良記には南方大和守親安、子新介親宗、孫親宣、宇和舊記に南方殿は元來公家の子孫にて、大和守の由、矢野○主となり、知行取は[illegible]崎浦へ下着、それより五反田村城へ移り、居城とし玉ふ。

津布理 今三瓶村と改む、八幡濱の南二里、港灣あり、西南に向ふて開く、港の西側に權現山ありて、此邊濱潟島嶼紛錯し、勝景の地なり、總名與地浦とも曰ふ。

川之石（雨井） 八幡濱の北一里、今川之石村と曰ふ、港を雨井と曰ふ、佐田海角地の基脚に當る。○水路志云、雨井港、灣入一海里、南折規矩形を成す、水深五六尋乃至十四五尋、泥底にして能く瀾風を防ぎ、好藏泊地なり、川之石村あり。○愛媛面影云、宮內村（川之石の北一里）三島社は、其樹木生茂りたるを遠望せば、船形に似たり、依て俗に入船明神と云、本社大破に及びければ、寶文年中、伊達遠江守宗利朝臣野邊の御、見させ給ひて害附せさせ給へり、鰐口銘に「伊與州道後湯□、井上郷之內、四所大明神、應永廿四年十一月廿日、大願主」、

比志城址（日土） 今詳ならず、川之石村の邊に日土村あり、比志と同しこと愛媛面影に見え、出石山の西に當り、要害の地とす、河野通信の寨は此にや、一說に今の大洲とも云ふ。○豫章記云、河野通信は元暦二年正月十六日、平家追討の手當、高平源太秀則を待受て合戰し、同く[illegible]高井允俊則と○小山の[illegible]、皆以決勝利、同月平家矢島より、田內左衞門尉則能三千餘騎○向する時、同二十五日、喜多郡比志の城にて遂合戰、五箇日ありて、則能卑退、軍兵一千餘騎進伏畢。

日土の內、今田の能忠寺の佛像の足趾に、銘あり「文永五年、歲次己巳、八月一日、大佛師禪阿彌陀佛、願主平左衞門尉平能忠」とありきとぞ。（伊豫溫故錄）

喜木 今須川と併せ、喜須木村と改む、川之石の東北なる山村とす、銅山あり、近時開坑、年產凡十万斤、鑛石の步留は五六分平均とぞ。

伊方（黑島） 川之石の西に隣れる大海村なり、港灣は南に向ふ、其地は佐田海角地の東部に位置す。伊方浦の灣外一海里、八幡濱の正西三海里に、黑島と名くる岩嶼あり、古書に見ゆ。○古今著聞集云、安貞の頃、伊豫國矢野保の內に黑島あり、人里より一里はかり離れたるを、彼所にかつらはざきの大工と云網人有、魚を引んとてうかゞひありきけるに、魚の在所より光りて見ゆるに、彼島邊の○每におびたゞしく光りければ、喜びて網をおろし引たりけるに、若干の鼠を引あげたり、其鼠引上られて皆ちりぢりに失けり、大工あされてぞ有ける、すべてかの島には鼠みちくて、畑物を喰失ひて、得作り侍らぬさかや、島にこそあらめ、海底まで鼠のはべらん事、不思議なり云々。○有方錄云、抵伊賀多、南迫於海、民半業漁樵、國守甞禱碎右泥之、厚二尺餘、不知是轢海風局○、環堤立至、村[illegible]大、宇和島[illegible]年々[illegible]、[illegible]城下[illegible]口乘舟、[illegible]御[illegible]、近歲至[illegible]上言、[illegible]、以堂[illegible]之大、[illegible]。（[illegible]六年）

三机 伊方村の西三里、佐田海角地の中央に當り、港は北東に向ふて開く、[illegible]に於て一○港と爲す。○水路志云、三机港は北西風に[illegible]すれど、港の西側に灣入せる小灣は、水深六七尋にして西風の保護あるも、其陸に迫る僅に小河船二三隻を容るゝのみ、然れども小船舶に在ては、最良の避風地たり、又八幡濱に海陸の交通あり、因て以て需用品を購すべし。

鹽成運河址 三机村の東に於て、佐田海角地を橫斷すて運河にして、慶長中[illegible]田氏之を起工し、其事せずして停止す、此地は佐田岬の東十八海里、地頸は廣れ町餘、高數十間、北は三机港にして、南は鹽成灣なり、此運河は佐田岬廻の航路に比せは、數十里の海を得べき計按に出でし者なす（伊豫面影云、三机港に鹽成堀切の跡あり、是は佐田ヶ崎海中を回廻して十七里、海路之に遠られ、上方の航路甚難し、富田信濃守主の時、船の便利を得んと、慶長十五年より十七年まで、十万石の浦里より人夫を出して堀けるに、其功成らずして改易せられ、實に惜むべし、

堀切長　鹽成の方より三机の方まで○町

同高　二間より十二間まで

同底幅　鹽成の方廿四間三机の方四十間

同峠の中　上口の幅三十一間

後の人富田氏の志を繼ぎ、一簣の功を立てる者あらば、海路運漕の便利を得て、其功は万世にわたるべし、惜に富田氏の○邑は三崎觀音の祟なりとぞ、是其人の政、罰より罰れなし、觀音は衆生を濟度するを以て誓願とす。

佐田岬 川之石より西に突出する二十六海里、伊豫の御鉾と稱する大海角也、[illegible]傳に[illegible]村[illegible]、今

六村に分る、西には三崎、中には三机、東には伊方を大邑とす。地頸の最狹部鹽成浦は五町に過ぎず、寛部も五十町許とす、岬端に一岩あり、[illegible]島と云ふ、豐後國佐賀關の關埼は、西南六里海に在り、其間卽佐賀關海峽にして、豐後水道の隘處なり、古史に速吸之門(ハヤスヒナド)と曰ふ。

三崎(ミサキ)　佐田岬の東三里を三崎村と曰ふ、西南に開ける港灣あり、港北に[illegible]山あり、高四百米突、佐田岬は其尾端にあたれり。(古は此にも關津ありしならん、續日本紀曰、寶龜二年太宰府言、豐後伊豫二國之界、從來置戍(置戍は置佐の誤なるべし)不許往還、但高下尊卑、不須無別、宜五位以上、差使往還、不在禁限と見ゆ、豐後には佐賀關の名を遺す。

十四日、路在山脊、左右皆海、村落依嶋、稻田僅勸耕田、穀皆充租稅、民就山丘植甘藷、雜食備海爲出、牛橫牧此、土人曰、生長山澤險峻、動背科爲、不受人之制、產海畔則風氣曠潤、耳目[illegible]之、自關其[illegible]便、伊豫雖馬亦羞、不居牛之半、其出土佐者、矮小力强、崎界無復此種、世謂之土佐駒、有奇石、頗堆[illegible]惡、青白無[illegible]、投水不沈、當無此物、自薩摩豐島以南之年有之、[illegible]也、山最高處、曰[illegible]一、北望中國諸島、[illegible]點々、蓬帆風棹、忽生於空[illegible]、而我[illegible]又失其所往、秋冬之交、風多西北、舟行必須中國、春夏則風自東南、以傍四國、舟工以是爲訣、午後至三机、是爲九州津口、宇和侯置戍、三机太多魚、每作[illegible]當餉、飯寡魚多、余笑以爲、如他州以魚爲飯之娛、三机人乃反之、村北[illegible]、有八幡祠、老松數株[illegible]之、祠側立碑、記宇和島侯舟當往來、有時風惡濤急、然無恐怖之虞者、猶神之[illegible]而然也、三机送氣、皆民不能多營、彼此乘險、天地間無兩全、登村後山、山主雲母、甚下品、土人鼻之曰螢石、言其鵠成用、海底有沈木、黝黑如玉、名曰扶桑木、俗以爲桑[illegible]、改之前所埋、恐有然、廿七日、艤舟解纜、波濤坦如坐席、水碧天藍、上下相合、左傍豫山、礁石林立、沙土爲風波所洗去、肉瘦骨現、雄奇怪[illegible]、與世稱[illegible]可伯仲者、不可記其得幾何處也、右[illegible]防長衆山、高低相連、於波外有無之間、群國舟揖、以清明得便風、飽帆東行、豫山欲盡處、號御鼻(オハナ)、石橋斷處、巨石怒撑、正與豐後佐賀關相當、佐賀關亦延蛇斗出於海中、一島又橫臥[illegible]、而未合、蓋地脈相屬、而爲海[illegible]所斷也、南爲[illegible]洋、北周防洋、腹大口小、以吞吐於其間、宜乎[illegible]頭銳利、如劍戟、舟人恐怖、過此必賀。

(鼻御)

〔有方錄〕

東宇和郡

東宇和郡(ヒガシウワ)

喜多郡の南に接す、肱川の上游にして、四[illegible]皆山、大[illegible]山喜多郡界に峙ち、肱川之を繞る、東界に大野原、[illegible]包山、[illegible]切坂あり、土州高岡郡の界を成す、今一町十七村に分ち、[illegible]治は宇和(卯之町)に在り、[illegible]津等の四[illegible]村之に隷し、總人口五万。

東宇和は明治十三年の分割にして、[illegible]宇和島[illegible]、岩野、山田、永長、柳、周智の五郷、三万四千石の檢地高たり、和名抄に照らすに、宇和郡石野(イハノ)岩城の二郷の域にして本來中宇和と命名すべきも、東宇和と呼ぶべき地理に非ず。

石野郷(イハノ)

和名抄、宇和郡石野郷、訓伊波乃。○今多田村、中川村、田之筋(タノスヂ)村などの地なるべし、近時まで岩野郷一万五千石高と稱せり、喜多郡久米村の南に接し、大野山の麓なり。

大野山(オホノ)　多田村の東北にして、喜多郡に跨る、高五百四十丈ありとぞ、大洲より宇和に通ずる山路之に係る、肱川は山南の溪流を源頭とし、屈折して山北に出て、奇巖の形狀を爲すを見る。

多田(タダ)　今多田村と云ふ、宇都宮永綱の居城址あり、木下城と名づく、永綱の末葉に忠綱、貞綱、伊綱、三河守直綱、石見守宣綱等の人々あり、岩野郷を領有し、東多田殿と稱したり、天正中亡ぶ。南海治亂記に「天正十二年、宇和郡の與に多田某と云者あり、[illegible]姓なり、此兵將土佐方へ服從して、發向あるべきことを乞ふ、卽久武内藏助六千餘兵、幡多四組六千餘兵、伊豫七人の兵四千餘兵、同二萬人を以て多田へ打[illegible]陣取て、南方へ發向す、卽[illegible]勝て城中の者ども萩の森へ送り、南方の城より手分して方々へ發向す」云々とあれば、其比猶存せる如し、此に萩森南方と云ふは、八幡濱の事なるべし、記事明白を缺く。

多田に古刹あり、安樂寺、福樂寺と曰ふ。愛媛面影云、伊延(イノベ)の億万年山安樂寺は、寶覺禪師の開基にて、寺域は往代淵淵たり、[illegible]隱れ住て[illegible]民を害せし故、往來をとゞむ、[illegible]元二年、宇都宮永綱かの[illegible]を射留、往來の人を安ず、[illegible]暦元年、彼淵の地を平げ大小の堂塔を構、精舍を草創して[illegible]を[illegible]斷し、宇都宮家の繁榮を祈る爲に、二百貫の地を寄附せり、今の安樂寺是也、福樂寺は河内にあり、塔瀬山と號す、康保二年建立、開山安一和尚と云、伊延城主野並の[illegible]、不思議の夢想に依て建立せり、其所を奥院と號く、頂上は傳教堂、鎭守堂、山上十二坊、諸神の宮社あまた有て、天文永祿の頃迄は、寺領三百七十貫文有し由、戸田民部少輔當國入部後、悉く沒入せられ、十二間の方丈も大洲二九へ[illegible]て引れければ、今は本堂のみ殘れりと。

明石寺(アケイシ)　多田村の東南一里、田之筋村に在り、眞言宗、源光山と號す、卽巡拜四十三番札所也、明應三年正月廿五日、聖護院二品道興親王四國巡路修行の時、此寺に置札あり、寛永十五年、大覺寺門跡二品空性法親王四國巡路修

行の時に一泊し給へり、假家の前に櫻有、冬の初なりけるに七日[illegible]降て[illegible]、仍て時雨櫻と名付させ給へりと[illegible]

岩城鄕（イハキ） 和名抄、宇和郡石城鄕、[illegible]伊波岐。（[illegible]村、上宇和村、宇和村、下宇和村、山田村等是なり、[illegible]に大字岩木存す、近世[illegible]長瀬（ナガナセ）と稱せる地なり、石[illegible]、南に接す、西は矢野鄕（西宇和郡）と一嶺を隔つ。（此鄕に[illegible]寺あり、古[illegible]に文書を傳ふ。

存[illegible]寺者、後[illegible]西園寺家氏寺、舊領永長鄕之内、成佐名立花網津下地、元者十三貫所領也、今[illegible]（中略）寛[illegible]三年癸酉卯月八日、西園寺中將公廣。

（光長寺）

山田（ヤマダ） 卯之町の西なる山村なり。[illegible]云、山田[illegible]寺[illegible]曰、天正八年、天下惣[illegible]行、時の郡司山田[illegible]し、[illegible]を[illegible]して南の[illegible]上に堂宇を建立し安置す、[illegible]より三百餘年にして、左中將光義と云人當[illegible]主たり、[illegible]子兩眼[illegible]を失ふ、[illegible]前に參籠する事一七日にして、兩眼忽明也。これに依て長谷部貞久と云人に命じ、此[illegible]を[illegible]して今の所に[illegible]と云、清良記には山田[illegible]、[illegible]亂記、山田、[illegible]、又上州へ降[illegible]、人質を出す、それより[illegible]の城へ[illegible]かけ、城の[illegible]前[illegible]の町を[illegible]る時、伊[illegible]の[illegible]氏先手として、[illegible]根が[illegible]死す、此町を放火の時、日[illegible]にて方角見えずと云々、是は天正□年の事にて、黒瀬は西園寺氏の居城、今卯之町（宇和）に在り、松葉町は[illegible]上宇和村の大字と爲る。

（永長）

宇和（ウワ） 近時、卯之町を宇和村と改め、松葉町を上宇和と改め、[illegible]を下宇和と改む、西園寺氏の[illegible]にして、宇和島[illegible]の時、永[illegible]鄕（ナガナサ）と呼び、今に至るも大[illegible]なり。上宇和村、久枝（ヒサエ）[illegible]に「西園寺[illegible]藤原朝臣公廣、井代官宇都宮左近大夫[illegible]」と[illegible]せる由、[illegible]

媛面影に見ゆ。

卯之町（ウノマチ） 今東宇和郡の治所なり、宇和村と改稱す、大洲の南四里、八幡濱の東南三里、宇和島の北七里餘、法華[illegible]峠を[illegible]、山間の小驛也。

黒瀬城址（クロセ） 卯之町の北、松葉町の南に在り、西園寺氏の[illegible]す、西園寺相國實氏宇和郡に家領を定めし事は、東鑑に

嘉禎二年、伊豫國宇和郡事、止薩摩守公業法師（橘公業）領掌、所被附于常盤井入道太政大臣家之領也、是年來依[illegible]（實氏）[illegible]被[illegible]申之、公業先祖代々知行、遠江[illegible]遠保承勅定、討取當國[illegible]徒純友以來、居住當郡、令子孫相續、年久[illegible]、而不可被召放之由、[illegible]以[illegible]云々、可有御管領之旨、被仰遣于禪[illegible]

とありて、北條泰時の之を橘氏に與ふて、西園寺[illegible]に附與せるに起る、之より後同家に相傳し、何の世よりか（文明の亂にや）西園寺殿の公[illegible]下向して、松葉町に治す、天正年中公廣の時亡ぶ、即京師清[illegible]家の[illegible]流也。

[illegible]云、西園寺[illegible]十九代實充[illegible]、松葉・黒瀬城に住給ひし故、黒瀬殿と云、實充[illegible]子公高、上州の[illegible]我部大[illegible]の宇都宮と云合せ、東多田村[illegible]戸口まで責入ける時、[illegible]城に[illegible]、一戰の時討死し給ひし故、世[illegible]なきに付、來島[illegible]寺住[illegible]、實充[illegible]なるによりて、還俗して西園寺家を繼がせ給ふ、是即後西園寺公廣なり、是迄凡は廿四代、年は三百五十年、東は南海の山に[illegible]ふ、實にめでたき御家なりき、一說實充[illegible]女西姫は公廣と申合せて、西園寺家を[illegible]れけるに、公廣西姫を後にさかし主君の[illegible]日と云は、此西姫也とて、家臣一同手討にせんとしける時、家來の者ども京都に忍ばせ置て、して坂戸の九岡と云所へ、出城を構へ、彼西姫を置きて主君と崇めける事ありと。（今中川村大字坂戸）○野史云、伊[illegible]の西園寺氏は、永祿八年實清京師に歸るに及び、其子公[illegible]を立つ、左[illegible]、[illegible]を[illegible]め、[illegible]する能はず、[illegible]を毛利氏に[illegible]ふ、[illegible]元[illegible]三年、公廣兵を上洛に出して、[illegible]、天正十年、黒瀬及び白木、土居、[illegible]山、[illegible]、[illegible]島、岩井[illegible]等の諸城主質子を出して毛利氏に降る、毛利氏[illegible]伊豫を併合し、西園寺氏亡ぶ。○[illegible]云、天正十三年四月、秀吉公四國を平定せられしかば、公廣も九島[illegible]（今北宇和郡九島村）の[illegible]寺に[illegible]、天正十五年十二月、[illegible]内戸田[illegible]守（[illegible]）の為にて自殺し給へりと、清良記に載せたり。

（松葉）

野村（ノムラ） 卯之町の東三里半、[illegible]川の上流を此にて野村川と云ふ、[illegible]野（チカノ）[illegible]あり、[illegible]、[illegible]設ありて、夏時來浴の人あり、野村の東三里に、[illegible]泉あり。

宇和郡舊記云、野村は往時一村[illegible]し、野村氏なり、

宇和郡地[illegible]、[illegible]公[illegible]御[illegible]行之時、[illegible]南、當鄕之爲惣地上者、鄕内之[illegible]者、[illegible]十也、今者宇都宮[illegible]、當[illegible]一[illegible]御[illegible]一[illegible]之、當御代官[illegible]朝臣直[illegible]、[illegible]石川[illegible]後守[illegible]

と[illegible]三島[illegible]札に見ゆ、以て[illegible]すべし。

橫林（ヨコハヤシ） [illegible]村の東北三里、[illegible]川、[illegible]川、[illegible]子川（ユス）、[illegible]川（ツカカハ）、[illegible]川の[illegible]此に至り野村川と會し、[illegible]川と爲る、此村に[illegible]神あり、往時は[illegible]（ヤナセ）の[illegible]に見ゆ、安西軍策に、長曾我部氏柳原に陣し、大津の後攻を爲したりとあるは、此[illegible]（安西軍策、永祿十一年、伊豫國河野通宣[illegible]毛利[illegible]下なるに、同國宇津宮[illegible]數年[illegible]に及けるが、今年、長曾我部宇津宮に合力しければ、毛利家より數百の軍兵を渡され、[illegible]打出、是より宇津宮が[illegible]大津を取[illegible]給ふに、長曾我部是を聞き大津の城より百町計隔て、柳原に打出、二百間四方に一夜が中に堀をほり土[illegible]、[illegible]茂木を引

（[illegible]）

て、堅固に構へ、宇津宮も聞ける勇將にて、度々手痛く戰けるが、終には降參す、爾て西園寺公廣も使者を以毛利の手に可屬と宣ければ、豫州一國無事平均。

土居（周智）　野村の東四里、土佐國界、雨包山麓切坂の下なる村落なり、舊北之川と曰ふ、北之川氏が城塁有りしを以て、土居と稱す、土居は方言塁に同じ、宇和島藩領の時は、周智鄉と稱し、七千石の地なり。

三瀧城址（北之川）　又甲森と云ふ、土居村の渾野に在り。愛媛面影云、是北之川式部太輔紀親安居城の跡也、天正年中親安と土佐長曾我部と不和になりて、度々合戰有、同十一年正月の合戰に、三瀧城にて幡多侍岡と云人を引狙て討死せし由、土佐軍記に見えたり、又四國太平記には三瀧城主北之川と云侍、領內廣く持て城五所帶たり、是さへ落去せば自餘は不招して來るべしとて、二万餘騎にて攻寄云々、三瀧城主棟現文明十四年棟札「宇和庄須智鄉北之川村居住、越智朝臣安直」又永正八年棟札「越智朝臣長安、越智朝臣通安」などみえたり、今按、是等の文による時は北川は河野氏の末流なるが如し、或說に北之川は紋も傍折敷に三文字也、栢武紀云「延曆十年伊豫國越智郡人、越智直廣川等五人言、廣川等七世祖紀博世、小治田朝御世被遣於伊豫國、博世之孫忍人、便娶越智直之女、生在手、在手庚午歲之籍、不尋本源、誤從母姓、自爾以來、負越智直姓、今廣川等幸屬皇朝開泰之運、適値群品霑生之秋、請依本姓、欲賜紀臣、許之」と有、親安は疑らくは此廣川等の子孫にて、越智氏は元より外戚の親なれば、河野氏をも冒したるならん。○元親記云、與州北之川陣の事、北川は土州渡川の鑓なり、一味す心しければ、元親公が手より北之川へ寄せる、甲の森、三瀧、大番、樣が瀧とて要害四所ありて、居城は大番と云所也、北之川遂に最期をして落城す、天正八年なり。

魚成　土居村の西二里に在り、瀧澤寺は元亨三年、僧德翁開基、嘉吉三年仲翁の再興する所とぞ、山中の一名刹なり、魚成は南海治亂記に魚無に作る、○魚成鑛泉は溫六十九度、炭酸性を帶ぶ、天保年中より開場し、客舍の設あり、宇和島より八里の山間なれど、湯浴の客年々數千に上ると云ふ。瀧澤寺に什寶文書多し、康正三年、魚成豐前守通親、十七所屋舖十貫文、田地寄附」の證文あり〔宇和郡舊記〕通親即宇都宮氏の代官なり、此寺豫南の名藍にて、末派百箇寺ありと稱したり〔伊豫溫故錄〕

北宇和郡

北宇和郡　東宇和郡の南に在り、南宇和郡と呼ぶを當然とす、明治十三年割置する所にして、地形は二分し、西は濱海區にし、東は山中なる廣見谷なり、今海に濱る者二町二十四村、（其四村は東宇和郡の所管）山に在る者十一村、人口十二万、治所は宇和島に在り。今の北宇和は、和名抄三間二鄉の地にして、其南方なる南宇和郡は土佐國幡多郡の餘域なるを說ふ、且地形全く幡多に入るを見るべし。

三間鄉（水沼）　和名抄、宇和郡三間鄉、訓美萬。○今三間村、二名村、成妙村等、廣見谷の山村を曰ふ。按に三代實錄に、伊豫國宇和津彥神を載せ、舊事紀に景行天皇々子國乳別命を伊豫宇和別祖と注す、而て書紀には「國乳別命、是水沼別之始祖也」と錄す、水沼、三間相近し、且持統紀に宇和郡御馬山とあり、御馬、水沼皆音便なれば、此地は即國乳別命の御宇の治め給へる地とす、今宇和島に宇和津彥祠あり、然れども三間村にも宮野下の名存し、三島神を祭る、三島疑ふらくは宇和津彥神を謬れるならん、後の考正をまつ。

御馬山　成妙山を指す、成妙村大字成家に金山と字する地あり、持統帝の時產金せしは此なるべし。持統紀、五年、伊豫國司、田中朝臣法麿等、獻宇和郡御馬山白銀、三斤八兩、鉑一籠、釋紀云、鉑未練白銀也。

宮之下（成妙）　三間村の大字なり、小聚を成す。愛媛面影云、三島神は天平中遷し祭れる所にして、代々の領主修復を加へらる、昔は成妙村といひしを、明神勸請後、宮下村と改む、三間三鄉とて、成妙鄉、吉藤鄉、百姓分鄉凡四十五箇村の產土神にて、祭禮の節は、神輿三體、土居組、有馬組、中間組の三所に渡奉れり、末社の數百十二社ありと云へり。○今成妙、吉藤、百姓分三鄉は分裂して成妙、三間、二名、好藤の四村と爲る。

土居　今二名村の大字なり、戰國の頃占據の鄉士ありて、大森、岡本、金山等の要害を營み、土居氏と號す。愛媛面影云、土居氏の祖は、紀州名草郡鈴木重家の猶子清行、文治五年に、河野通信を賴み豫州へ移、清行より十三代相續すと、即西園寺家十五將の一人にして、成妙鄉內高二千六百石餘知行しける、世に土居殿と稱す、立間村、嘉佐方村、立間尻、土居、垣內村、岡本城右の所々公廣鄉より附屬し給ひしといへり、其武功の世に勝れたる事は委しく清良記に載たり、清良記は土居式部太輔清良が事を記錄したり、作者は清良の遺臣眞吉水也と云ふ人なり、此水也懸疾を受て宮下の谷と云所に隱居したりける、庵の壁に「雨あられ雪やこほりとへだつれど解ればおなじ谷川の水」と書付ける、此歌人口に膾炙せり、疾により て屈みたる指に筆を結び付、草按などかきける、庵の要を捨て次第に廣くなるを見て、町間測量の事を工夫しけり、一年土佐伊豫沖島堺目論の時、水也帝眞吉甚左衛門

〆云人割取しける由、宇和記に書たり。

(藤好)

深田（フカダ） 今好藤村の大字に存す、天正中一門衆に土居、金山、深田、岡本、高森の五家あり、土居具清、中野通賢等の為に守す、天正中土州の兵來侵之を取る能はず、後謀にして陷すを得たり。○南海治亂記云、天正七年、高森(今好藤村大字深松)清良の由、土佐方へ內通す、土佐の兵六千餘人を以て、小倉山を踰え高森と云山に打上り、高森の相圖の烽の上るを待所に、城中より是を似せて、城の後に篝を積み峙立る如くに見する故に、土佐の兵將我が方人の相圖の火と心得て、敵の持城深田を蔑になし、高森の城の實に篝えたる山に攻上り、引にも引れず十方に暮れたる形勢也　○南路志云、長曾我部元親は家臣久武內藏助を強要に任れ、此度與州一國の軍代として發向致され、不日に退治有へしと仰せければ、伊與宇和郡三間の郷に陣を取、爰にて軍評定する、宇和郡の內、土居、金山、岡本、深田、高森此五ヶ所敵の城一里、壹里半、貳里半道隔たり、先此城々を責取へしとなり、久武運の末にや、深入して討れ了ぬ、天正□年八月の末つ方、元親は美川表へ押寄り、深田の城を取囲攻る所に、高森の城より敵目丁斗取出合戰あり、深田の城主十日斗有て降參を乞、高森の城主中野は深田の城主同者たるに依て又降參し、やがて一同歸服すと云ふ。

松丸（マツマル） 今明治村と改む、宮野下の南二里半、廣見谷南方の大邑なり、松丸より廣見川に沿ふて下る六里、下山峠(土佐幡多郡)に至るべし、松丸は往時黑土郷（クロツチ）と稱せる村落に屬す、

川原淵（カハラブチ） 松丸の邊の地名なるべけれど、今詳ならず、南海治亂記に、天正十二年、土佐の軍勢先づ河原淵に着到し、三間郷深田の城へ掛る云々とあり、以て地理を嘗すへし。○南路志云、西伊與の宇和郡は國侍郷士の知行、何れも山分なれば、城もかゝり口手明の山を搆へ、里々も切所のみなり、知行侍の人々には西園寺、宇津宮、御庄、川原淵、北之川此五人は往古より大名なり、此所の侍は下々迄も鳥を打事は所作にて、鐵砲上手也、土佐より働時、物頭大將毎度鐵砲にて討れけり、此故敵侮に乗る、四國大形御手に入ても、此斗は降參せず、手明の山城なれば手納責にも不成所也、然るに河原淵殿領分河淵の森へ働き、川原淵一類土佐へ降參有に付て、此領分の城數五ヶ所、河淵の森、大森、田の川、竹の森、藤木御手に入る　○宇和郡舊記云、河原淵領は一万六千石高にあたる、天正中の殿は土佐一條殿より入嗣し、河後森式部少輔教忠と云ふ、其父を政忠と云す、教忠の提状、今其菩提所臨源寺に在りて、此寺は應永十七年盧明和尚の開基とす、永祿八年の提状と云者に、

謹奉請臨源寺本尊(中略)開山盧明和尚、藏悟和尚、歷代祖師、外者知前代、寺領、從日那左近將監有高以來之事、更不可有相違候、別而式部少輔教忠以後之儀、云々(下略)、

廣見川（ヒロミ） 又吉野川と曰ふ、二源あり、一は日吉村（ヒヨシ）の火之川、日向谷に發し、一は成妙村に發し、相合して南流、土佐幡多郡に入る、宇和郡に在りては長八里に上る、幡多郡に入り四里、四萬十川（シマント）に會す。

俵津（タハラツ） 俵津、高山、玉津、狩濱の四村は宇和島の西北に當り、南面海に濱る、北に法華津峠あり、之を踰ゆれば卯之町に通す、(此四村今東宇和郡に屬す)西端の海角を大埼と云ひ、東部に白浦灣（シラウラ）あり。○水路志云、大埼は俵田岬の東方十八海里に在りて、八幡濱と宇和島の約中間に位し、埼上は樹木繁生す、埼端より三鏈餘の東に二岩あり、三瀬礁と曰ふ。

法華津（ホツケツ） 今玉津村と改む、俵津の東に接す、○法華津城蹟、往時は法華津播磨守範延、其子彌八郎前延、西園寺家十五將の一人也、永長郷立間尻村にて、高百千石餘知行しける由なり、清原姓にて清家と稱へ、俗に法華津殿と云ふ、福嚴寺、法華津浦に在り、寺宗○水路志云、白浦灣（シロウラ）は大埼の東方約五海里に在り、灣入西北に向ふ、西より南西の風を防ぎては、村落の前を去る五六鏈に錨に錨地を得べし。

(白浦)

立間郷（タチマ） 和名抄、宇和郡立間郷、訓多知萬、○今立間村、吉田町、喜佐方村（キサカタ）、立間尻村等是なり、三間郷の西南にして、海灣を控ふ、俵津宇和島などの地も、本郷の屬域なりしならん。

吉田（ヨシダ） 小灣あり、舟を繫ぐべし、今吉田町と曰ふ、戸數一千三百、宇和島伊達氏の支封陣屋ありし地なり。○万治元年、宇和島侍從(秀宗)三男宮內少輔宗純に吉田三万石を分知し給へり、同二年より普請をはじめ、同三年宗純造營成就せり、それより代々相續し給へり、外郭に河水を湛へて、おのづから城郭の勢を成せり、宇和島の北二里。(宇和舊記略)

宇和島（ウワジマ） 今宇和島町と云ふ、戸數三千、人口一萬三千、舊伊達氏十万石(本支合十三万石)の城下也、松山市を去る二十二里、西伊豫宇和郡の都邑なり、港灣は西に向ふて開く、三津濱を去る凡七十海里、宿毛(土佐幡多郡)を去る五十海里、灣南に長堤をなす○水路志云、宇和島港の前面には九島（クシマ）と云ふ一島横はり、灣門を南北に分つといへども、北門を以て常路とす、港內より諸風を保障し、且水深四尋乃至六七尋、底質軟泥にして、錨抓を善くし、○大八洲遊記云、宇和島故城、據山兀立、其臺園高敞、嶺依然、三面皆山、鱗鱗爲市、其間有平地、士族第宅櫛列、其以市街、眺瞰猶帶松山、西即宇和島諸也、海水灣入、九島在港口如屏障、漁舟什器、滯留日來往、巨艦大舶亦多碇泊、○巡廻日記云、宇和島市中魚店相連、巨材充山、不食無飢、城臨海灣、酒樓林立、頗有富

(九島)

害之要、而与國寂寞、物貨[illegible]、[illegible]、監門國之[illegible]西、地は南行旅少ない也、北關之地、大[illegible]八分、田野二分、山[illegible]、皆[illegible]。」

宇和島城址（板島）

舊名板島、西園寺氏の[illegible]天正十五年、[illegible]氏、戸田民部少輔[illegible]、七万石、文祿中[illegible]、藤堂和泉守高虎之に代る、[illegible]慶長五年[illegible]前十三萬石を加増せられ、今治城に移治す、十三年高虎伊勢に[illegible]、宇和郡十二万石を富田信[illegible]に[illegible]、十八年[illegible]、伊達遠江守秀宗之に代る。（宇和島[illegible]云、宇和島城は[illegible]に臨み、[illegible]、昔は板島と稱す、西園寺の連枝宣久之に[illegible]、永祿の比板島[illegible]村[illegible]に高六千六百石餘を知行せり、世に板島殿と稱す、宣久天正の頃伊勢大神宮に詣ける時、[illegible]、城山[illegible]高からねど、西は海上島々[illegible]して、おのづから[illegible]なせり、慶長十九年、[illegible]中納言伊達[illegible]の子、從四位[illegible]宗利臣、新に十万石を[illegible]て此城に據らせ給ひしより、此かた連綿として相續したまへり。

板島丸串（マルクシ）の城主は、西園寺[illegible]宣久、天正八年に[illegible]、其墓來村[illegible]寺に在り、宣久伊勢[illegible]の[illegible]記に[illegible]、其記の末段に曰く、

[illegible]島より島の[illegible]して、[illegible]手に[illegible]にいつ[illegible]の[illegible]に[illegible]て、[illegible]夜中[illegible]に[illegible]する、（同丸日丸串に[illegible]するも[illegible]也）、

野史云、富田知信（一云知[illegible]）[illegible]女なり、坂崎成正（宇喜田氏の[illegible]石[illegible]和野城主）の[illegible]幸坂崎左門は夫人の[illegible]、左門[illegible]を[illegible]正に[illegible]て夫人に[illegible]る、成正之を幕府に訴ふ、左門日向に[illegible]延岡城主高橋元種に[illegible]る、夫人[illegible]に[illegible]して米を左門に[illegible]る、[illegible]正又之を訴ふ、知信[illegible]に[illegible]せられ、元種[illegible]に[illegible]せらる。

宇和津彦神社（丸穂）

宇和島市の南郊、丸穂（マルホ）村[illegible]（ヤナキノモリ）森に在り、三代實[illegible]、仁和元年、伊豫國宇和津[illegible]神[illegible]位の事見ゆ、三間[illegible]の[illegible]。○[illegible]云、一宮大明神は城南の小高き[illegible]上に立せり、昔は丸串城の天守[illegible]に在しを、藤堂[illegible]守の所に[illegible]、寛永九年伊達侍從秀宗建立させ給へり、[illegible]、此社中頃[illegible]させしを、[illegible]元年[illegible]、[illegible]て九月九日に[illegible]は、[illegible]より[illegible]上に弓[illegible]給へり、十七町の産子ども思ひ〱の風流の出立にて供奉せり、御旅所は[illegible]に在り。

（來村）宇和島の東に[illegible]（ナメトコ）山[illegible]山[illegible]て[illegible]、上[illegible]を限る、八[illegible]來村（クノムラ）[illegible]の村[illegible]、[illegible]て[illegible]在す、方二里に過ぎず、八幡村に中間（ナカヒマ）八幡宮、山[illegible]

○[illegible]云、中間八幡宮は往昔[illegible]西大[illegible]所の[illegible]云所に在しを、此所に[illegible]ける由、慶長十二年[illegible]の[illegible]札に「[illegible]小倉[illegible]人[illegible]日」と[illegible]、[illegible]三枚を[illegible]給へり、

（中間）[illegible]、元和三年[illegible]札[illegible]、[illegible]、子[illegible]一、[illegible]、下村[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]公[illegible]を[illegible]ること、一名[illegible]、不[illegible]ある[illegible]て、[illegible]、和[illegible]三[illegible]に[illegible]せられ[illegible]に仕へし人也、

鬼城山（オニカジヤウ）

宇和島の東[illegible]、[illegible]主山とし、[illegible]、西[illegible]て一[illegible]、[illegible]を示す、其[illegible]は[illegible]山[illegible]、但し土[illegible]、向島、[illegible]も花[illegible]

三浦（ミウラ）

[illegible]、北に開く、其[illegible]地は[illegible]（シタバ）[illegible]村にして[illegible]所、過ぎず、北三[illegible]、下波、北[illegible]三村は[illegible]の地にして、[illegible]山の西[illegible]る、又三浦より西北に[illegible]て一の[illegible]舌を[illegible]す、[illegible]形の[illegible]にして、長二里半、[illegible]子、[illegible]淵の二村在り、其舌[illegible]一[illegible]を隔て、戸島あり。

蒋淵灣（コモブチ）

三浦の半島と、其[illegible]舌の間に[illegible]入する一灣なり、半島の西、[illegible]と[illegible]舌の南[illegible]島を[illegible]門と爲し、北東へ[illegible]入す、分れて二[illegible]と爲り、南東を下波（シタバ）港と爲し、北西を[illegible]港と爲す、[illegible]少なれども水深十八九尋、灣底にして善く諸風を防ぐ、灣中に四五の嶼亂立す。

戸島（トシマ）

蒋淵灣の西、[illegible]舌の[illegible]に[illegible]り、東西一里、南北十町、今戸島村と曰ふ、此島は[illegible]津の西方なる[illegible]（大[illegible]）と相對し、六海里を隔つ、實に宇和島灣の灣角とす、白浦三浦等の[illegible]北中に在り。

日振島（ヒブリ）

三浦半島の西、戸島の[illegible]三海里に在り、[illegible]の島嶼にして、[illegible]三[illegible]一方里に[illegible]ず、今[illegible]村と曰ふ、島[illegible]三[illegible]里に[illegible]あり、日振の東[illegible]、西は[illegible]後の[illegible]なり、[illegible]後の[illegible]を去る十五海里。（[illegible]）云、日振は[illegible]一島にて、其中央の[illegible]、[illegible]東西に[illegible]、島の[illegible]は、東[illegible]に至て高六五〇尺、島の北[illegible]にある[illegible]に[illegible]、[illegible]の[illegible]には、村[illegible]に[illegible]所を[illegible]し、[illegible]は日[illegible]東[illegible]にあり、[illegible]、此島と日[illegible]との間の[illegible]は、[illegible]三[illegible]、中央に[illegible]あり、[illegible]に小舟を通ずるのみ。

[illegible]云、日振島は天[illegible]の[illegible]此に千餘[illegible]て、海上往來の[illegible]、西國方を[illegible]せし[illegible]に見せり、又[illegible]曰「天正十四年、島津退治の時、長[illegible]、[illegible]に[illegible]の日[illegible]て[illegible]出、[illegible]給ふ」此島昔より[illegible]、[illegible]を[illegible]し、[illegible]して[illegible]となし、[illegible]國に[illegible]ふ、[illegible]計るへらず

[illegible]云、承平六年[illegible]六月、南海道[illegible]千餘[illegible]、

浮於海上、强取官物殺害人命、仍上下往來、人物不通、勅以從四位下紀朝臣淑仁、補伊豫國大介、令兼行海賊追捕事、賊徒二千五百餘人、悔過就刑云々、又引純友云々、扶桑記云、伊豫掾藤原純友、住居彼國爲海賊、常行南海山陽道、掠奪官物、暴惡之甚、聞彼風聞、追從徒衆、掠取官物、燒亡官舍、以之爲朝家之動、遣右近將監[illegible]之由、亦企亂逆、漸擬上道、此比東西二京、連夜放火、純友士卒、入京爲所致也、天慶三年十二月、純友寄國守文元、備前前介藤原子高、於攝津國須岐驛、公家大驚、下知使於諸國、且於純友給敍爵官符、兼預寄附、敍從五位下、而純友野心未改、(中略)到大宰府放火、官兵部內、官使人賊假燒之、因言遂復、各離散如雲、純友乘扁舟、逃歸伊豫國、爲警固使橘遠保被擒、於獄中死。〇本朝世紀云、天慶二年十二月比、平將門率數千人兵、虜掠坂東諸國、藤原純友、年來居住伊豫國、爲海賊、領什艘浮巨海、且侵到山陽南海西海諸國、及太宰府等、奪取公私物之後、或致燒亡、因茲東國設大將軍、西國遣追捕使、諸社有御祈、至將門、以天慶三年二月、爲下野國押領使藤原秀鄕討殺、四月廿五日進其頭、純友以今年(天慶四)五月廿日、於太宰府博多津、爲使少將小野好古等被討、散亡到伊豫國之日、警固使橘遠保斬獲純友并男重太丸、後七月七日進其頭。〇按に、日本紀略(承平六年六月)南海賊徒首藤原純友結黨、屯聚伊豫國日振島、設千餘艘、抄劫官物私財、爰以紀淑人任伊豫守、令兼行追捕事、賊徒聞其寬仁、二千五百餘人悔過就刑、魁師小野氏彥、紀秋茂、津時茂等合卅餘人、束手進交名歸降、仰給衣食田疇、行種子、令勸農業、號之前海賊云々、之に據れば純友の海島に據て寇掠を事とするは、承平六年より以前にあり、扶桑略記は之と異なり、南海とのみあれば、純友は猖獗せさるが如し、紀略と孰か是なるを知らず、今本朝世紀を以て之を決す、天慶二年十二月廿一日、今日伊豫

(小鹿島)

國進解狀、前掾藤原純友、去承平六年可追捕海賊之由、蒙宣旨、而近來有相驚事、率隨兵等欲出巨海、郡內騷人民驚云々、此文によれば純友は淑人と同年に海賊追捕の宣旨を蒙り、淑人と共に追補に從事し、天慶二年に至り初て賊に合せしなれば、紀略に淑人を遣し純友を討つとするは誤にて、當初の海賊は小野等の黨にして、純友に非ず、但諸書を合考するに純友狠戾の人、初より隱然海賊の主領と爲り、陽に宣旨を拜し陰に賊行を助けしならん。(史學雜志)又日振島の賊巢たる由は、日本紀略にのみ明記すれど、本朝世紀、天慶四年純友誅戮の後、同十一月豐後日向條賊討伐の一條を見るべし、曰「西國賊首、藤原純友之次將、佐伯是基、在生將來左衛門府、但太宰府解文云、賊徒還來日向國、去八月十七十八兩日合戰、官軍有利、獲生行、是基、豐後國解傳、追討凶賊使權少貳源經基云、賊徒九月六日、還來當國海部郡佐伯院、交始從申時至于酉剋合戰之間、生獲賊首桑原生行、并射殺賊徒、及討取馬船衵裙戎具等物、件生行數處被疵、遂以死去」云々、此日向豐後の戰地は、日振島の對岸に在れば、當時の形勢最了々たり、且此豐後水道の兩側は岸線錯紛して、港灣の避泊、屯集すべき者多ければ、純友の巢窟を日振島に營みしも、誠に以あるなり。又橘遠保が純友を獲たる地は、史に明記せざれど、遠保が宇和郡に居住の事東鑑に見ゆれば、純友も宇和郡に止住しけるが、此に逃歸して遠保に誅せられ、遠保又宇和郡に居住し、子孫相續公業に至り、其地を西園寺氏に奪掠せられしと想ふ可き也、公業の氏號小鹿島(チカシマ)も、宇和郡の地名なるべければ、今詳ならず、前太平記等演史の書は採據し難し。〇氏族志曰、伊豫橘氏、系出遠江掾遠保、天慶之亂、遠保討藤原純友斬之、以功賜伊豫宇和郡、子孫高家焉、其後裔有仁井、小鹿島等族、(小鹿島按東鑑仁井親清稱橘四郎、稱平氏、以善射聞、源平盛衰記、橘四郎、將如白木平家物語、諸本平家物語、仁井或作新居、又新開、日高一作高家)小鹿島公業、事源賴朝、號見童、爲左衛門尉(出吾妻鏡東鑑)

岩松(イハマツ)(津島)　又津島(ツシマ)とも云ふ、宇和島の南三里半、海村にして良港を有す、清滿(キヨミツ)地の二村其東南に接し、東嶺城山、觀音嶽等之を繞り、一灣を成す、日振島は岩松の西十海里に在り。〇水路志云、岩松灣は東方へ深入すること二海里許、灣口の南角なる岬端に一岩あり、奇形にして灣口を知るの好標たり、灣の中部水深約十五尋の處を好錨地とす、灣頭に岩松川あり、半潮に端舟を行るべし、岩松川口に沿ひ岩松村あり、人口千八百餘、材木に富む。

下灘(シモナダ)　岩松村の西南一里半なる海村なり、竹箇(タケガ)島其西南に橫はる。〇水路志、下灘灣は竹箇島の東南約三海里の邊、數灘ありて、其東側に好錨地あり、然れども狹隘の地にして、一時の避泊に過ぎず、此灘より海岸は不規則形の半島を成し、西方に斗出すると約五海里、其北端は箕下崎にして、其西端は由良崎なり。

高田(タカダ)　今津島村大字高田に八幡宮在り、宇和郡舊記に本社文書を收む、

寄進右藤原內八幡神田事
合一段者、但書名內大將新田
右致丁寧勤行、可奉祈天下泰平・所願圓滿、莊家安穩者也、(中略)德治二年九月、右馬助三善朝臣賴位
おさ〻まに讓渡田〻之事
一八幡宮の霜月中の神田貳反　一昌さりおより上下貳反　一長畠壹反　一長畠のそう觀の作り皆讓り候　一宮のさた　一長畠の田壹反　一神ぬし　一河向の畠貳反　一のつき　一よこみちより下あさしり半分　一おさくまそうりやうたるへき事　一宮へいてきたらんずるものには、おささらさおさこせに三分一さ

らすべし　右彼訴狀之旨にまかせて、きやうたひの中におゐて、いらんさまたけあるべからず候、仍爲後日如件　天授六年戊午十月　光家

南宇和郡(ミナミウワ)

北宇和郡の南なる濱海地にして、豫州の南端に在り、中世御庄(ミシヤウ)郡と稱す、今六村人口二万五千の小郡なるを以て、郡治は北宇和に兼攝す、然れども其南方、土佐國幡多郡宿毛、小筑紫、沖之島等も地形全く南宇和に入るを當然とす、故を以て本編は本郡を幡多郡西偏の境域の下に移す。○南宇和六村は、近世松御庄五千石の地なり、和名抄に郷名を缺く、蓋土佐國幡多郡枚田郷の屬なりし歟。

土佐國

土佐國(トサ)

四國南偏の地、四百五十餘方里の面積を占む、南は海に向ひ、東西兩脚斗出して、偃月狀を成す、其伊豫堺の地は山嶽叢合し、本山谷(モトヤマタニ)は四國中背山脈の陰に在りて、別に一境を成す、本州大抵、山谷林叢三分の二に居り、香美長岡の中野を稍平夷なりとす、幡多郡の南端は氣候最温暖にして、榕樹蒲葵盛生す。今七郡一市、人口六十万、高知縣治の下に在り。

土佐、延喜式、和名抄七郡と爲す。土佐國考云、續日本紀、寶龜元年三月、土佐國言、去年七月風雨大切、百姓產業損傷、加以人畜流亡、廬舍破壞、宜加賑給、寶龜時安藝土佐吾川幡多四郡耳、寶龜以來延喜以前、割土佐建長岡、香美、割吾川建高岡。○上古は都佐波多二國別立せるに似たり、國造本紀云、都佐國造、志賀高穴穗朝御世、長阿比古同祖、三島溝杭命九世孫、小立足尼定賜國造とあり、(幡多郡參看)都佐分れて吾川土佐安藝となれるにや、古事記には「土左國謂建依別」とあり。○土佐は古書多く土左に作る、名義は、南路志に浦戸港の海門の狹小なれば、門狹(トサ)の意にやとあれど、疑はし。其浦戸を中心とし沿海の地數變あり、天武紀、白鳳十三年冬十月壬辰、逮于人定、大地震、擧國男女、叫唱不知東西、則山崩河涌、諸國郡官舍、及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類、不可勝數、由是人民及六畜多死傷、時伊豫湯泉沒而不出、土左國田苑、五十餘万頃、沒爲海、古老曰、若是地動、未曾有也、是夕有鳴聲如鼓、聞東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音者、神造是島響也、庚戌、土左國司言、大潮高騰海水飄蕩、由是運調船多沒失焉、この地變は何郡に當る歟、蓋浦戸港附近に在り、土佐日記に錄せる浦戸大湊の位置、其後に及び變遷し、康安元年の海嘯、寶永四年の海溢、皆浦戸を侵攻したるに思ひ合せ、白鳳の五十萬頃、亦浦戸邊の變なりしを想ふ。

本州、文治の初、將佐々木中將佐經高を以て守護と爲し、寶島前經三浦氏村等之に繼ぐ。建武中興、藤原兼光守に任ず、足利氏叛するや、北將細川顯氏定禪讃岐より來り侵略す、延元興國の際、官軍花園宮滿良親王を奉じ本州に入る、佐河、越智、大高坂、有井の諸士之に應ず、而て遂に克たず、細川氏の取る所と爲る。天授の末、細川頼益守護代と爲り、田村館に治す、永正以後、國内騷亂、長曾我部本山等の七族雄を爭ふ、時に一條大納言房家幡多庄に寓止す、國人之を推し奏請して國司に拜す。天文の末、兼定國司の時、爭亂尤甚し、長曾我部國親其子元親、勢漸く強盛、遂に諸族を削除し兼定を逐ふ、天正中、頻に兵を出し、悉く四國を征服し、紀泉を伺ふ。十三年、豐臣氏舟を艤して元親を伐つ、元親大西(阿波三好郡)に陣し之を拒ぐ、讃岐阿波及び伊豫の諸城塞皆敗亡す、元親降を乞ひ、其三州を削られ、本州を保つ、關原役、盛親(元親子)西軍に應ず、德川氏其封を奪て之を山内一豐に與ふ。南路志云、土佐、寬永地檢二十四万七千石、新高田一万石、元祿改二十六万八千石、享保改二十万二千石、(寶永の地震によりて減削したる歟)文化中、人口四十五万、元祿中人口三十万とぞ。(俗說土佐は實封四十万石に當るべしと云へり)

土佐鰹○土佐節と曰ふ、延喜式、土佐國貢品に堅魚を錄す。山海名產圖會云、堅魚は東海南海諸州にて採るなり、四五月のころは陽に向ひて東南の海に群集す、故に相模土佐紀州にあり、殊に鎌倉熊野に多く、就中土佐薩州を名產として、味厚く肉肥、乾魚の上品とす、乾魚は庖廚日用の物にして、五味の偏を調和し、物を贍增するの主なり、カツヲの名もふるし、萬葉集長歌「水の江の浦島の子が、堅魚つり鯛つりかねて」、又延喜式に堅魚煎汁(イカリ)見えて、イカリは今ニトリといふ物なるべし、志摩、相摸、安房、紀州、土佐、日向、駿河、豐後より貢獻の事も見えたり。○土佐珊瑚は、幡多郡足摺崎附近の海底に之を採獲す、土佐鯨は、和名抄幡多郡足摺崎を鯨野(イサノ)郷と錄し、今も伊佐の地名あり、近世伊佐の東北上浦村窪津に捕鯨場を置けることあり。叢書續云、慶安年中、土佐國老野中傳右衞門、尾張の人尾池義左衞門(慶安四年金口の銘に四郎右衞門甘政次とあり)を招き、安藝の浦に居らしめ、尾張の漁民を招き捕鯨をなす、當時尾池組と稱し事を操る、前後凡そ七ケ年なりしも、其間方策當を得ずして止む、寬文四年、安藝郡津呂村鄉士多田吉左衞門を擧て、捕鯨肝煎と爲し、熊野に遣し捕鯨業を見聞せしむ、終に

津呂浮津の兩所を當代まで完ふせり、當時今の浮津村里正宮地武右衛門も、亦捕鯨に從事し多田氏と共に一組百人の漁夫を使役す、之を浮津組の祖とす、寛政八年に至り、浮主より更に浮津鄕士奧宮右エ門に鯨方を引請經營を合す、是より先き多田氏漸く衰頽し、殆ど其業を支持する能はざるに至る、乃ち奧宮氏をして、多田氏の業を兼營せしめ、享和三年、俸祿を給し、遂て文化九年捕鯨の功を賞し、士格に列す、津呂組の由來是なり、爾來奧宮宮地の兩氏各一組を管し、世々篤業是に從事せり、明治年兩氏共に之を廢止し、漁場器械を擧て漁主に讓與し、漁主是に於て任意に漁夫數百人を監使し、年々捕鯨の事を行ふ、王政維新に際し、捕鯨の業は授産係に於て監督することゝなり、受負人を撰擇し該業を為任せしに、逐年不漁のみならず、種々の弊を釀成するに由り、更に浮津津呂兩村人民に營ましめ、大に之を鼓舞獎勵せり、明治十五年には漁獲高三十餘頭にして、其金高八万餘圓なりしと云ふ。

土佐紙○産業事蹟云、慶長中周防より伊豫大洲に楮苗を移し、土佐亦盛に之を栽植し、漸次各種の紙を製するに至れり、寛永年中より、抄紙の業盛大に赴き、藩主紙方役所を設け、許多の金を擲ちて、其業を助成し以て文化の初に及ぶ、爾來藩業頓に衰頽し、全國中製紙を以て專業とする者凡一万五千有餘戸にして、維新後の製出高は大抵三十万九餘、價金殆ど三百万圓なり、又在來の器具及び製法を改良し、遂に輕便なる器械を發明し、頃日産出の價額に超過する二十万九餘。

ひはかりは森のもとに立ててけり早潮出よ土佐のもと舟（大木）風ふらき土佐の舟路をこく舟のくるしきものは心なりけり（夫木）

安藝郡

安藝郡

土佐國東南に在り、東北は阿波國（海部郡）に至り、西北は香美郡に至り、南條は海洋に面す、室戸岬を南角とす、野根山、魚梁瀬山、別役山等の連嶺郡界を限り、淺潤は其南流す、海部に通ずる阿波路は、海岸に沿ひ、其別路は野根山を横絶す、（奈半利野根）港灣の什具なる者なし、今二十五村、（其中野浦野根の二村は本組阿波國海部郡へ繫げるを以て、本郡下に屬く）人口六万七千、郡衙は安藝村に置く。

和名抄、安藝郡八鄕に分つ、俗或は安喜に作れり、續紀「神護景雲元年、土佐國安藝郡少領凡直伊賀麻呂、獻二牛六十頭、獻於西大寺、授外從五位上」と、中世以降宗族安藝氏あり、伊賀麻呂の裔にや。○安藝郡、寛永檢地二万一千石、享保改一万七千石。

佐喜濱

今佐喜濱村と云ふ、東海（海部灘）に臨み、北は野根村に連り、阿波海部郡と相並ぶ、西は羽根村と一嶺を隔て、室戸岬の北四里に在り、野根の南三里。

佐喜、又崎に作る、崎濱八幡宮あり、所藏經函銘云、佐喜鄕八幡宮、天福元年二月十三日、又鰐口銘云、土州安藝郡、佐喜濱莊八幡宮御前、正慶元年壬申、十月朔日、沙門圓眞敬白。○南路志云、野根村淨福寺棟札曰、文明二年九月、大工崎濱源内建之、鍛冶與家惣兵衛尉、住持宗因、十方以建立之、津呂村八王子社棟札曰、于時永祿八乙丑歳霜月、大工大家源内左衛門貞義と、按に源内は工匠なれど、武勇勝れて崎濱の邑主と爲れる歟、天正二年三月、崎濱源内入道とて、濱邊に其名隱なき大の武勇者あり、去年羽根まで取出し時も、此源内挨拶しての事

（崎濱）

也、元親之を打ち散し、先野根山限にて打立、阿國過分の弓矢を片付、大方一國過半の上にて、東表へ可乘出との評議にて、先歸陣したまふ抔、元親記に見ゆ。

室戸埼

今津呂村に屬す、又最御埼と云ふ、西[illegible]岬（足摺埼）と遙に相對す、埼頭凡四〇〇呎の絶壁にして、南海に著しき陸標たり、而して低潮の時は埼端の附近に礁岩を見る、然れども距岸六鏈以外は水深く安全なり、○室戸古室津に作る、洋上には[illegible]出沒往來するあり、捕鯨船常に津呂村に寄泊す。

天和寛文の比、土佐の藩吏野中兼山あり、津呂埼に港を起、危險云ふべからず、古より往來の船舶覆沒するもの甚だ多し、兼山奇策を出だし、水中の巖礁を決碎し、風濤の難なからしむ、又水中魚の生せざる所あり、乃ち鳥を經る者をして、必ず石を投じて漁らしむ、二年魚を生じ、三年を隔て果して魚を獲しと云ふ。

土佐日記云、十一日（承平五年正月）那波の泊、曉に船出して、室津を追ふ、ひるに羽根と云所にきぬ、十二日雨ふらず、文時維茂が舟のおくれたりしなら志津よりむろつにきぬ、十三日、曉にいさゝか雨ふる、しばしありてやみぬ、男女これかれ湯あみなどせんとて、あたりのよろしき處におりて行く、海を見やれば、

雲もみな浪とぞ見ゆる海士もがないつれか海と問て知るべくとなん歌よめる、十日餘なれば月おもしろし、ほやのつまのいずし鮨をぞ、心にもあらぬはぎにあげて見せける、十四日、曉より雨ふれば、同處にとまれり、楫取の昨釣たりし鯛は、錢なければ米をとりかへておちられぬ、かゝる事なく有ぬ、楫取又鯛もて來り、米酒しばしばくる、十六日、風波やまねば猶同處に泊れり、たゞ海に波なくして、いつしか御埼といふ所わたらんとのみ思ふ、十七日、曇れる雲なくなりて、あかつきつく夜いと面白ければ、船を出して漕行、此

間に雲の上も海の底も、同じ如くになん有ける、うべも昔のをのこは、棹穿波上月、舟壓海中空とはいひけん、聞ざしに聞るなり、又ある人のよめる、
影見れば波のそこなる久方の空漕度る我ぞわびしき、かく云間に、夜漸明行くに、楫取等黒き雲俄にいできぬ、風吹成るべし、御舟返してんといひてかへる、此間雨ふりぬいとわびし。（按に、此日記、室津に滯泊五日にして、御崎を漕ぎ過き、海部灘に放れ出つ、而も中途に雲起り風雨となりて復へ漕返す、其泊れる地は名を缺けど、佐喜濱野根浦などにやあらん、猶十八日十九日廿日同地に滯泊し、安倍仲麿唐土にて「青海原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かも」の吟ありしを抜き「都にて山のはに見し月なれど浪より出て浪にこそ入れ」などよみ、廿一日出帆。

津呂（ツロ） 室戸岬の西側に在る漁村とす、近世室戸の港と云ふ即是也、今津呂村と云ふ。

土佐には近時浮津々呂の捕鯨組あり、網代は津呂沿海と幡多郡以布利村沿海也、年々交代して業を執る、其方法異るなし、陸に數所の魚見場あり、初め鯨の遠く潮を噴き、飛沫未た肉眼にて視る能はざる時、山見（役名）望遠鏡を以て之を數里の外に認め、目標を揚げ（或は狼煙を上げ）又鯨の何種なるを示す、此標記を揚ぐるや、二隻の沖差配舟（一番二番の舟にして即ち白色桃色舟なり）は直に各船を指揮し、直に沈漬を眺て進み、鯨の游泳に隨ひ、漸く網代に入らんとするに臨み、網船は網を海に卸し、鯨の將ふ所を遮す、已にしてその背後にある勢子船分れて三隊となり、二隊は鯨の左右を掩ひ、一隊は後を擁し、三面環を作し鯨を逐き、網の方に驅逐し、脫する能はざらしむ、鯨已に網を被むり、困憊に陷るや、波座士之を見、銛を揚げ舳頭に立ち、先を爭ひて之を十歩の外に投し、續て大銛を投ず、銛皆倒立し、鯨背恰も猬毛の如し、毎銛索を約して之を曳き、逃ぐる能はざらしむ、鯨狂奔殆ど船を覆さんとす、漁夫益々氣を作し、更に劍を投し其腹肋を傷く、流血湧か如く、海中爲めに紅なり、此時下波座士（裸組と云ふ）刀を口にし躍て海に入り、鯨背を穿ち騎る、次て又一人綱を携へて鯨に飛乘り之を縛す、其將に斃れんとするに臨み、之を持雙船二隻の間に繫ぎ、鼓子歌唱て海岸に致す。（捕鯨叢考）

留船津呂　　大髙坂芝山

雨蒙細柳篷、客身若飄蓬、堤柳垂青綠、岸花頭濺紅、年光何可讚、世事事非同、呂港督舟楫、悵望浩海東、

神のます室津の崎のありそわに打寄る波のおとのさやけさ、　　今村　樂

果てしなき南の海のわた中に堤とりかねてたゝよふをふね、

室津いはまを過るとて濱の栗石の打ゆするを見て

いそ浪の打引毎におのれさへ名のり出たるごろごろのいし、　　今村　樂

今の津呂浦の港は、寛文元年辛丑、國君の命を應て、當國執政野中氏大（イタ）くいたづき、港口とすべき岸にありし三大岩を穿ち除きて、遂に南海往來の船どものやすらかに泊るべき湊港とはなしたるなり、くはしきことは野中氏土佐國室港記あり（土佐日記地理考）

最御崎寺（ホツミサキ） 室戸岬の上方に在り、眞言宗、僧空海開創、元和中、僧最勝中興、藩主山内忠義修造、寺祿百廿石を附す、四國巡拜第二十四番の札所にして、東寺と稱す、室津の金剛頂寺を西寺と稱するに由る、共に弘法修道の遺蹟にして、虚空藏菩薩を安置す、祖師堂、求聞持堂、護摩堂其傍に在り。○大師修道の事は續後紀、承和二年、空海終焉の條に「法師十八、信大學之直言、緊飛錫於虚壁、阿波國大瀧之嶽、觀念（一作觀志）土左國室戸之崎」と載せ、御遺告傳、眞空（空海）經行山林、或讃岐阿波大瀧之嶽、或留土左室戸之崎、谷不惜響、明星來下、遂蒙法驗、始獲成就、又元享釋書、空海得求聞持法、乃往土州室戸崎、誦修至五更、明星飛入口、已而得聞持悉地、從來身心勇健、堪任頭陀、被葛而經冬、絶穀而過夏、精進苦行、朝懺暮禮、

室戸より南の岸につたひける人の跡問ふ浪の上かな、

（現六帖）

西寺所藏古文書云、嘉元四年、左辨官下、土佐國、應且進先例、遂庄號斷絕、未來際年記、永爲最御崎寺領、當國室津一色實處事、云々、又德治三年左辨官下、土左國應且未來際年記、永爲兩界長日供養法、並尊勝陀羅尼光明眞言等供料、且禁斷殺生當國最御崎寺領、灣江庄壹遍事、云々。

當國最御崎寺領室津灣江兩庄事、任度々勅裁、並官符之旨、寺家知行、不可有相違、仍執達如件

建武二年四月十三日　　土佐守

謹上　淨印上人御房

寄進土佐國最御崎寺　　當國大髙坂郷、並國澤名（大高坂左衞門太郎同遠江房等跡）永武一色（櫻田十郎跡）地頭職事

右爲六十六基塔婆料寄附也、守先例、致可沙汰之状、如件

曆應四年十一月廿九日　　權大納言源朝臣

建武二年の土佐守は藤原兼光（大系圖、魚名末流、光政子兼光）なり、梅松論に「元弘三年、今は天下一統に成り雜訴所（公文所）と號して土佐守兼光等を寄中として、御出有て聽食す」と載せ、建武年間記にも土佐守兼光當時の出仕人たり、曆應の源大納言は卽足利尊氏にして、其六十六基塔婆料と云ふは、諸國に所謂安國寺の供料なるべし。

浮津（ウキツ） 今室戸村と改む、卽室津の本鄕にして、岬の西北側

に在り、津宮の北一里とす、浮津の一里に行當埼あり。○金剛頂寺、寛元四年文書に、安藝郡室津一色一處、東限最御崎寺領山、南限蹉池山峰、西限金剛頂寺領浮津畔、北限在廳尾峰、云々。

奈良志津（ナラシツ）　土佐日記地理考云、奈良志津は浮津の西端なり、金剛頂寺の文書に據り之を證すべし、同寺康永三年、公文僧覺豪が注進狀に「二和尚二町二段一所云々、一所壹長十五代、奈良志津一所云々」とあり、又浮津八王子社の鰐口の銘に「奈良志津八王子宮、奉施入鰐口一挺、應永卅一年九月九日、藤原恒信敬白」とあり、即今も元村浮津との間に、少しの家里ある所を、里民奈良志と呼ぶといへり、是古名のなごりなること疑なし、かくて古は浮津の里民もはらこの奈良志津に住み、礒際に船の出入するさるべき處もありしかば、さすがに地のさまも僅はひてありけんを、今の室津の港はられしより、奈良志津の民皆此港へ移る。

金剛頂寺（コンガウチヤウジ）　浮津の西、行當埼の北に在り、眞言宗、僧空海開基、最御埼寺に對し、西寺と稱す、寛永年中、藩主山内忠義重修し、寺祿百石を附す、今藥師堂祖師堂、多寶塔二王門等あり、四國巡禮廿五番の札所とす。○南路志云、西寺は往古より院主の外、俗別當あり、今は亡び、唯公廨屋敷と稱する俗別當の宅址あるのみ、古文書は「土佐國金剛頂寺領、安田庄者、爲大師藥師之御領、自往古不入也、御判達如件、文永十年十月、公文所僧信實」又八祖畫像裏書云「土州金剛頂寺塔、八祖師、大願主、西寺別當法眼靈圓、大佛師法眼定審、嘉暦二年丁卯十二月」と、又細川遠州持益の狀、

土佐金剛頂寺最御崎寺事

右於彼兩寺者、爲代々御門之御祈願寺、然間國役雜事天役等、任先例令免除處也、仍執達如件

文安三年二月廿五日　遠江守花押

大扶桑國南海道、土州安藝郡、龍頭山金剛頂寺光明院者、弘法大師昔年修法降魔以後、世々相繼、爲密宗坊矣、斯地也、前是巨海、後靑山、境遠寂而深谷幽嶇、四州之靈所、一方之勝地也、古來年代悠遠、佛宇已斜、鞠爲坵墟、爰大檀那太守從四位下藤原朝臣忠義公、凡不萠於武門之家、顯名於寺宇下、寛仁愛民、大度治國內、繼神社已絕、舉佛閣已廢、修治建立、不止幾皆許也、以故此寺堂宇再新、法器全備、(中略)於是乎泉州堺之邑氏、鑄梵鐘以晨昏、令余等爲銘、(中略)原以忠義公家系者、藤原秀郷之苗裔、須藤俊通稱山內氏、保元平治戰、屬源義朝、顯武名、子孫連綿、以至忠義公先考一豐公、關原之役、有軍功、故賜土佐國、忠義公襲封、賜松平、奉仕幕府四葉、頃年致仕歸國、讓爵於令嗣忠豐公、老安退伏之時、鑄此鐘而以寄附于茲、仰冀佛陀神明、殊當山本尊藥師琉璃光如來、不錯疾病惡除之願、忠義公現獨者遐齡也、至祝至祈、國家萬歲、福壽千秋、

万治二己亥三月、(鐘銘序)

行當埼（ギヤウタウ）　行道にも作る、卽金剛頂寺の行道所なりとぞ。○水路志云、行當埼は室戸埼北西方九四海里半に位し、南西へ斗出すると凡一海里、埼端は岩岸にして、埼上に最著明なる一團の松林あり、遠く東或西より之を望めば、恰も黑球の如く、沿岸航船の好目標となる。

室津鄕（ムロツ）　和名抄、安藝郡室津鄕、訓牟呂津。○今室戸村、津呂村、吉良川村、羽根村等是なり、室戸の浮津に接して、室津の大字存す、土佐日記に「奈半よりあかつきに船を出して、むろつを追ふ」と見ゆるは此也、又延喜式、安藝郡室津神社あり。○土佐國式社考云、室津神、在室津古城北、今曰天津社者蓋是也歟、此社利在高野內、近世遷於此云、按續日本紀神護景雲元年、有土佐國安藝郡少領、凡直伊賀麻呂、日本紀曰、天津羽根命、凡川內直之祖也、古者以直爲姓者多矣、凡直乃凡川內直同祖、故稱中古稱六所明神者、蓋天津羽根命、以稱天津社矣、中古稱六所明神、居安藝城、室津室津別府、居室津城、別府即少領也、伊賀麻呂爲少領、其祀祖神於此也獨焉、康永三年、金剛頂寺公文覺豪所記、當寺領知實檢帳、作室津社、天正年中土佐將從基元檢帳、作天神、皆此社也。

南路志云、室津の舊主は文氏なり、室津村荒神社の棟札に「荒神御社、地頭文氏虎王丸、應仁元丁亥十一月」と錄し、古城記に室津は別府左近之に居ると曰ふ、一說安藝氏庶流と曰ふ、續太平記曰、天明三年の夏に至りて、四國へは土佐の別當新左衛門尉秦氏、國司の下知に不從して、國に一族を立てゝ、所々の城郭を築て兵を籠め、當國一篇に引亂さんとす云々、又雜筆集曰、今按文氏者、室津城主、姓曰宗也、若與野根城主長曾同姓、俱可疑者、而但未知分派耳。

吉良川（キラカハ）　室戸村の西北一里半、海濱の一村なり、更に一里半にして羽根村に達すべし。

羽根（ハネ）　奈半利村の東南二里、羽根埼（中山埼）と行當埼の間九海里は沙濱にして、羽根吉良川の二村此に在り、土佐日記に、

今し羽根と云所に來ぬ、わかき童の此の名を聞て、はね云處は鳥の羽の樣にやあるといふ、また幼き童の事なれば、人々笑ふ時に、ありける女わらはなん、此歌をよめる、

誠にて名にきくところ羽ならば飛ぶが如に都へもがな。

羽根村羽根神社棟札云、文明拾三天、辛丑六月、佃頭左衛門敬白、又土佐郡久萬村宗性院鰐口銘云、土州八根庄、正法寺常住□、永享七乙卯十二月、吉甫敬白。(南路志)

○土州安藝郡に巨石を産出す、伊豫石は紫色及青色あり、羽根村伊豫山に産す、羽根石(黑石)同村の內羽根に産す、

行道坂の石と連脈にして、海濱に臨めば堀採自在にして、運輸亦極めて便なり、坂本石は紫色なり、津呂村東寺の坂本に産す。○羽根坂は海道の小險阻也、元親記云、羽根、吉良川、室津、崎濱、野根、甲浦一味して、天正二年の秋、羽根にて取出る、元親其日合戰有へきとてはからはれ、先手を乘越し馬廻小性分迄にて、羽根坂を乘上らる、二時斗せり合、終に勝負見えざる處に、元親自身出られて敵を蹴散らし、西寺を追詰め、鑓を以て室津、津呂、東寺の灘迄、三津、志井奈降參す。（今津呂村の東灘に三津椎名の字あり）

奈半郷（波那）

和名抄、安藝郡奈半郷。○今奈半利村、田野村、北川村是なり、半に奴訓あれば、ハリに假りたる字と想はるれど、土佐日記に那波と記せば、奈半里とは條里の遺號のみ、同書云、九日、つとめて大湊よりなはのとまりをおはんとて漕出つ、十日、那波の泊にとまりぬ。

奈半利

安藝村の東四里、魚梁瀬川の末に當り、西岸を田野村と云ひ、東濱を奈半利村と曰ふ、阿波海部郡に通ずる山海の兩路、此驛にて岐分す、山路は七里、海路は十三里にして、野根驛に至り合す。○奈半利驛の北に北川村あり、成願寺釋箭銘曰「安藝郡奈半里郷、北上成願寺、常住（中略）時應永八年辛巳」。

波のほにうつろふ月の影も見ん霞吹はらへなはり浦風　今村　田主

多氣神社

今奈半利村鎭社是なり、延喜式に列す、坂本神社、及式内にして同處に在り。○土佐式社考云、安藝國亦有多家社、蓋與此同神、姓氏錄曰、阿支奈臣、武内宿禰男、葛城曾豆比古命後也、多氣社以此通之、豈倖牛阿支奈姓祖神武内宿禰乎、今俗稱當社亦依通音也、坂本神社、今併坐同坂、按坂本布師二氏、同是武内宿禰、當郡布師郷、亦見于和名抄、○今按に藝州多家神社はオホノミと訓みタケにあらず、また多氣を武内宿禰に因むと云ふは失當なり、多氣と云ひ坂本と云ひ皆地名のみ。

柳瀬（魚梁瀬山）（馬路）

又魚梁瀬に作る、奈半利川の上流なる山谷の名なり、東は野根山、甑谷山、北は家峰、柳瀬山、西は天狗森山等羅列し、數方里の荒山を占む、今馬路村に屬す、魚梁瀬川は水源より十里にして海に入る、屈折委蛇、安藝郡の巨水と爲す、馬路は柳瀬の西、安田川の上流に居るも、相接比して一區を爲す。

南路志云、柳瀬に云所は奈半利の奥なり、其所に門脇左衞門と云鄕士あり、古老の申傳に、昔源平の亂に門脇殿ひそかに此處に潛居し給ふ、其末葉とぞ、前國守野中良繼訪れ、待遇甚厚かりし、村民所藏の古簡あり、

「任　屋なせ　三郎左衞門尉　元信花押」

弘治元年二月廿六日

「攝家存分者、屋奈瀬修理助方之所、馬路名目、別而有間敷、此旨以、彌々忠節肝要候

永祿十三年六月吉日　安藝千壽丸印」

安田郷

和名抄、安藝郡安田郷。○今安田村及び中山村是なり、奈半利の西一里、馬路村大狗森に發源する潤水、此濱にて海に入る、長六里。○南路志云、西寺文書、文永十年、金剛頂寺領、安田庄者、自往古不入云々、又安田八幡宮經函銘曰、安田庄法華寺書之、願主信濃、今按、信濃世繋安田郷、住于東島某城、世系未詳、八幡社之[illegible]記、延文二年丁酉、有田宗三河守信濃、永正七年庚午、有安田備宗三河守益信、法名瀬[illegible]。

唐之濱（神峰）

今安田村の大字なり、海岸より北三十町許の山上に神峯寺觀音堂あり、明治九年、此寺は三代實錄、貞觀八年授位の土佐國神峯神なるべしとて、改建せらる、觀音は四國卅七番の巡拜所なりき、按に三代實錄に神峯神あれど、神峯神なし、土佐國考、南路志等神峯を神峯と誤り、國人之を附會して、遂に佛堂を改めて神社と爲す、無稽も亦甚し、神峯地藏神は、香美郡神通寺に在り。○神峰に食はず貝と呼ぶ化石出づ、地學雜誌云、唐之濱の地層を按するに、第三紀に海の嘯と變したる事あり、其際生息せし貝類の、今も山に散在せるにて徴すべく、當時動搖は暫にして鎭靜せしを知る。

丹生郷

和名抄、安藝郡丹生郷、訓爾布。○今伊尾木村、東川村、川北村是なり、入河内の字は東川村に在り、安田村の西北三里、安藝村の東に接す、伊尾木川の山谷を占む、此川は別役山の南麓に發し、西南流、大井、奈比賀を經て伊尾木村に至り海に入る、長七里餘。

伊尾木

伊尾木川北の二村は、安藝村の東數町、伊尾木川安藝川の會同入海する濱に在り、中世は有井庄と稱せる地也、明治七年、伊尾木の切畑山より、二個の銅鐸を掘出す、一は破壞したれど、一は完かりし、其高四尺餘と、一雜誌に見ゆ。

（有井）

南路志云、伊尾木は古名有井と天正地檢帳に見ゆ、佐伯氏仙藏[illegible]三年文書に、和食[illegible]四郎有井又三郎云々とある有井氏は、當村の城主なるべし、また當郡古井村池大明神[illegible]口[illegible]曰「安藝郡有井庄、大檜山拜殿、寛永十八年十月吉日願主」奈比賀村天滿宮[illegible]治二年の棟札に「有井天滿宮云々」と見えたり、又同社文[illegible]十四年の棟札に「文明十四年千ヲ十一月大[illegible]地頭[illegible]若丸」と爲す

清水寺（川北）

南路志云、此寺川北村に在り、開基不詳、金堂は九間なり、鰐口銘に「土佐國安幾之八幡之金口也、明德二年三月八日、藤原左衞門[illegible]白」とあり、天正時代より和食[illegible]上村を[illegible]し此に移ると、其棟札「奉棟上清水寺金堂、文[illegible]二壬戌年期月七日、院主[illegible]、檀元親」奉棟上清水寺、金堂造[illegible]四乙未年九月十八日、院主法印良海、大[illegible]元[illegible]、同[illegible]、岩神左衞門進[illegible]員、奉行」奉上棟清水寺金堂、延寶八庚申五月十八日、[illegible]主[illegible]國主豐

［illegible］屬す、寺十［illegible］、

玉造郷（タマツクリ）　和名抄、安藝郡玉造郷、訓多萬都久里。○今土居村是なり、中世安藝庄へ入る、黒鳥、布師（メノシ）一邊の地なり、土居村の天正地検帳に、玉造ノ字所々に見ゆ（南路志）。

黒鳥郷（クロトリ）　和名抄、安藝郡黒鳥郷、訓久呂止利。○今安藝村、穴内（アナナイ）村是なり、安藝村に黒鳥の大字存す、中世安藝庄と稱せる地にして、玉造郷の西南に接す、蓋郡名安藝の起因地なり。

安藝町の北及西にて發見せられし鑛床は、板岩中赤色の水成岩に外ならず、其岩質よりいへば含鐵ラヂオラリア板岩ともいふべく、其鑛物質よりいへば、不純の赤鐵鑛ともいふべき者ならん、其鐵分たるや百分中三十五內外に過ぎざるも、純然たる礦床なれば、硫黄分皆無に近く、且［illegible］の實［illegible］にて、多量に產出すべきは、古生層のラヂオラリア板岩の分布の廣きによりて推知すべし。（地學雜誌）

布師郷（メノシ）　和名抄、安藝郡布師郷、訓奴乃之。○今井之口村、穴山村是なり、黒鳥郷、玉造郷の北に接す。

類聚符宣抄、康保四年官符云、

應以、牟士左國安藝郡從四位下□美神社、祝從八位下布師首［illegible］十九事

右彼社氏人、社□刀禰等解狀偁、件神坐郡內、靈驗［illegible］、人民尊崇、無不利感、爰件［illegible］十九、年來之間、爲［illegible］祝之上、天性貞廉、齒及六十、帶八位、既叶格旨云々。

安藝（アキ）　今安藝村と曰ふ、戶數一千二百、一郡の首邑たり、高知市を距る十里、奈半利驛を距る三里半。中世安藝氏累世之に居り、土州東陲の豪族たり、永祿年中、長曾我部の亡ぼす所と爲る、土居村淨貞寺は安藝氏の墓所とす。

安喜城址（アキ）　今土居村に在り、土居は方言城を云ふ、堀壕の遺形歷然として存す。○南路志云、安喜氏土居城中古、［illegible］上野介蘇我元房、同兵部少輔元盛、同備後守元［illegible］、同山城守元信、同備後守國虎、永祿十二年八月滅亡、［illegible］氏以香宗我部［illegible］城監、按［illegible］年日、安藝姓橘［illegible］作蘇我、爲赤兄之裔、或作惟宗未詳、今檢安喜八幡棟札、皆作橘、且彼氏族至今以橘爲家紋、宜有由哉、可考也、世領安喜郡西半分、居于土居城、古城傳承記曰、安喜備後守國虎は、蘇我赤兄の末裔、平家滅亡の時、能登守能登と組て入水せし、安喜太郎が後なり、永祿六年の秋、不慮の小事より事起て、同十二年の秋安喜の家亡びける、安喜和食の郷に、金岡馬上とて二の城ありき、又土佐軍記曰、安喜郡安喜備後守は、五千貫の領主、安喜に在城す、一條殿［illegible］なり、國豐へ七里有、其身武勇と云ひ、又矢流山とて大山あり、此切所を頼み元親に隨はず。○平家物語云、實に土佐國安喜のかうの知行しける、あきの大りやうさねやすが子に、安喜の太郎實光とて、凡二三十人が力持れたる大力の剛の者云々。（長門本、安藝守が子孫にてはなけれども、安藝大領が子に宗藝太郎眞光と云ける大力剛の者云々、一本、實に土佐國住人安藝の郷を知行しける、安藝大領實康が子に安藝太郎實光とて云々）

井之口（ヰノクチ）　安藝町の北一里の山村なり、潮江壽命院經卷の奥書に「應永第十二年六月吉日、安藝庄布師郷井口村、一結衆樂［illegible］、願主敬白」と記せり。○人名辭書云、岩崎彌太郎名は寛と曰ひ、東山と號す、天保五年安藝郡井之口村に生る、安政中江戶に抵り、安積艮齋の門に遊ぶ、明年父村吏と事を爭ひ、遂に誣告せられて獄に罹る、彌太郎報を得て直に歸途に上る、食を途に乞ひ、夜は山野に臥し、馳せて郷里に還り、獄に至りて父の寃を訴ふ、奉行村吏と私して聽せず、彌太郎乃ち獄門に至り門柱を削り、墨汁を大書して曰［illegible］、奉行怒りて其村及び城下［illegible］、［illegible］長崎に赴き、外國の形勢を視察す、慶應三年、［illegible］に到し再長崎に［illegible］き通商の事務を掌る、是より先き藩有の船舶其の費用に堪へず、相議して之を彌太郎に託す、彌太郎乃ち九十九商會を起して、［illegible］の業を營む、明治四年、［illegible］の際、九十九商會を解き、更に［illegible］を［illegible］より購ひて、地を大阪に卜し、［illegible］の業を［illegible］、名けて三［illegible］商會と曰ふ、是より三［illegible］の名［illegible］天下に轟き、十數年にして巨富を致したり。

畑山（ハタヤマ）　地學雜誌云、畑山村の［illegible］山は、南海に臨める安藝町を距る北五里餘、安藝川に落つる溪谷の水源に領せり、明治十八年［illegible］坑を［illegible］し、每年十万斤內外の產額あり、中世紀凝灰岩中に［illegible］を見る。

穴内（アナナイ）　地學雜誌云、穴内に石灰を製造す、石灰岩中には石蓮蟲、海百合等の介殼化石あり、惣て安藝郡には穴内村、伊尾木村、安田村、［illegible］の濱等の近傍に多量に產し、就中高茶（カウノミチ）に產することは、往昔より人の知る處にして、通俗高茶の不食貝と云ふ、是れ往時安藝北方の淺海たりし時生棲せし「モラスカ」にして、其地の［illegible］により、斯くは化石して地層中に埋藏せられし者ならん、地學上近古元に屬す。

和食郷（ワキ）　和名抄、安藝郡和食郷、訓和之岐。○今和食（ワヂキ）村、赤野（アカノ）村、西分（ニシブン）村、馬之上（ウマノウヘ）村等是なり、安藝郡の西端にして、香美郡に接近す。○南路志云、佐伯文書に和食孫四郎あり、宮方の武士なり、天文中の古簡にも和食左衛門太夫親忠と云者あり、永祿十三年、長曾我部は和食馬の上城にて軍揃して、人數二手にわけ、安喜の後の山へ廻し、元親は濱の手に向、安喜よりは新城、穴内兩城を廠口の押へに打拾りける處に、激矢流山迄取出合戰す、則追立られ各兩城に逃げ入る、遂に安喜國虎

(上之馬)

滅亡す、古鰐口銘曰「應永三十三年正月、安藝郡和食庄赤野大元常住、願主内藏九郎右衛門、倫資定」○延喜式、安藝郡坂本神社は、土佐式社考に奈半利村登氣社と同處と爲せど、神祇志料には和食鄕金岡山の坂本權現是なりと曰ふ。

香美郡

香美郡（カガミ）

安藝郡の西北、物部川の流域なり、其北は本山谷西は長岡郡とす、西南隅は海に至り、東北隅は阿波に接す。物部川上流は、大忍鄕、又韮生鄕と稱し、劍山、五在所山、別役山等之を圍み、阿國の境なり、下流二三里の間は、田村平遠、長岡郡に接比す、之を鏡野と曰ふ、物部川の水を楠目（クスメ）より分派して、西に灌漑し、長岡郡大津に至る、之を山田川と曰ふ。○香美郡今二十八村、郡衙を赤岡に置く、人口七万五千、國道は安藝郡の沿海路、赤岡に至り、鏡野を經て、高知市に通す。

香美郡、和名抄加々美と注し、八鄕に分つ、日本後紀、延暦廿四年、授土左國香美郡少領、物部鏡連家主、爵二級、以撫育有方、公勤匪怠也、大同五年、香美郡人、物部文連全敷女、授少初位上、物部鏡連家主之妻也と、物部は古郡の舊姓と見ゆ、中世香美氏あり、宗我部鄕に居り香宗我部と號す、香宗我部文書、文元四年香我美郡に作る。○南路志云、香美郡、寛永中三万一千石、享保改二万七千石、或說に郡名は鹿野水涯に鏡岩と云者あり、往來の人容を映するに由るとぞ（鏡岩の事は、長岡郡久禮田村を參考すへし）

――――――――――――――――――

槇山（マキノヤマ）（大栃）

今槇山（マキノヤマ）村と云ふ、槇を方俗楳に作る、物部川の南支源にして、別役山を以て安藝郡と限り、東は木頭谷（キトウダニ）（阿波國）と分水嶺を以て相望し、東西五里南北二里、澗水は集合して別役川と稱し、大栃（オホトチ）に至り、久保川（物部川北支源）に合す、溪橋は柱を建てず、葛條を以て懸架す、カツラバシと云ふ、大栃は美良布村の東三里、即山田野地（ヤマダノチ）を去る六里とす。

仙頭（セントウ）

今大栃の東なる大字なり、又專當（センタウ）に作る、南路志に槇山專當村は本名小田田（チダタ）なり、專當は吏職の名なりしを、氏號に轉して村名と爲る、續紀「承和九年、制諸國貢調庸、專當國司、名錄附計帳使」又延喜式（民部）「凡諸國乃米運京者、土佐、六月卅日以前並納訖、若有未進者、准數奪專當郡司職田直、若不足者、亦奪國司公廨」などあり、專當の由來を知るべし、官庫文書に、幡多郡蠶浦專當宗門專當の名あり、仙頭村小松氏文書曰、

「大忍庄住人道伊乘海、與同西河專當宗國相論事、網戶田四段事云々、永仁三年乙未七月、政所沙門」

「アマ女讓與所從之事

合貳人者（一人字ハツ女廿四歲、一人字シヤカ□年）

右件所從者アマ女南代相傳之所從也、然子息專當兵衞尤、限永代讓與也者明白也、至後々將來、不可有他人妨、仍爲後日□狀、所讓與之狀、如件

應永二年三月十日　　　　嬌アマ女

專當兵衞尤一

合〓□役槇山内貯大名年中用途事、以御年貢町百六十二文、毎年以後可支也、依　公方御免依如件

寶安元年十二月日　　帶刀左衞門尉盛通花押

槇山專當兵衞允殿」

又側岡の光明寺□□□日「寶德四年三月十三日、土州韮生鄕大里宝□山地、小田々光□寺、願主性有、大檀那光宗」

また同寺應永四年兵部大輔と署する置狀あり「淨觀院殿より寄進の地石内名」云々と記す、淨觀は細川阿波守基之にして、兵部は持氏なるべし、安藝郡羽根村猿長社棟札に「文明十三天辛丑、仙頭左衞門敬白」とあるは槇山專當と別家にや、又岡之内村（今槇山村大字）村民所藏文書云、

大忍庄槇山岡内二名、井河口一字事（中畧）文保二年三月十日公文（花押）田所（花押）案主（花押）下司（花押）政所（花押）。

別役（ベッチャク）

大栃の東二里、今槇山村の大字なり、其南嶺を別役山と曰ふ、別役溫泉は常溫六十四度硫氣ありと云ふ。○土佐式社考云、小松神社、在大忍（オホサト）里庄槇山別役村、此鄕小松氏多、云其祖也、度會延經神主曰、姓氏錄云、太宰公宿禰、出始皇帝三世孫孝武王之後也、大里史、太宰公宿禰同祖、秦始皇五世孫融通王之後也、三代實錄云、貞觀七年秦宿禰永原等、賜姓惟宗朝臣、永原等自言、秦始皇十二世孫功滿王子融通王之苗裔也、蓋小松功滿也、猿馬通作弓月也、蓋大里庄宗三姓之祖神也、陸奧國子松、遠江國敬滿、恐皆同神耳。

久保（クボ）（窪）

今上韮生（カミニラフ）村と改む、物部川の北支源にして、槇山の北に隣る、東西五里南北二里、西は本山谷、北は祖谷（イヤ）（阿波國）に至る、相限るに各山嶺を以てす。南路志云、久保の村長は平宰相門脇教盛の裔と稱す、久保氏系圖に、教盛の子國盛、八島合戰より遁れ、阿波國祖谷阿佐庄に奔る、其子兵庫盛之、其子盛晴、其子忠國は小六郎と稱す、韮生に移り丹後守（タンゴ）と號す、延慶三年死去す、久保但馬守貞吉は入道して慶覺と云ふ、應永年中、長□院長徳度天へ一切經を寄進し、應永三十年に病死、□□□（左京）阿州祖谷を領す、貞吉の三世孫忠重は韮生山の地頭職を給ふ、七代宗吉は長宗我部氏に領邑を奪はる、宗吉の子源七郎宗盛、山内一豐公に仕へ、

共閲の書を給はれり、天満年中、本流給一丁新開地六百石高に及ぶ、天文二十四年、長宗我部國親の文書に窪越後守とあるも此家なり。

韮生(ニラフ)（美良布）

今韮生に作る、物部川の上流の總名なれど、殊に北偏を指す、今の美良布村、（野房）赤岡(アカヲカ)村、（五百藏）在所(ザイショ)村、永野）上韮生村、片地村等なり。延喜式、香美郡大川上美良布神社は、野尻の東大字韮生野に在り、續後紀「承和八年、以土佐國美良布神預官社」と見ゆ、一説「舊事紀、饒速日命八世孫、物部飯留田須命、此命鴨部美良姫爲妻、生一男大田々禰古命」と云を援き、美良姫を祭る事と爲す、然れども美良布は韮生の義にて、必しも神名に由らず、物部川の川上の神祇にて、韮生の地に鎭坐するの謂のみ。○人類學會雜志云、美良布社に古銅鐸二個あり、一は高二尺二寸、口徑九寸、一は高二尺五寸、口徑一尺、共に完全也、龍宮鐘と云傳ふ、此香美郡にて蔦田村の竹前所といふ地には堀出したるとありと云ひ、又近年上田(カミタ)村の正善寺といふに堀出したり、然れども二鐸とも今所在不詳。

大忍郷(オホオシ)（大里）

和名抄、香美郡大忍郷、訓於保佐止。○按に和名抄於保佐止の止、刊本比に作るは誤れり、方俗大里に作る、是なり。大忍の訓は於保於保なれば、一字は添加せるのみにて、大郷にても、忍郷にても、大里に同し、今の西川村、東川村、槇山村なとを專ら大忍庄と稱せり、韮生の南に接し、本來一規の地とす。○元亨釋書云、忍性、寛元初、集王舍癩人摘食、其桑谷療病所、二十歲間、療者四万六千八百人、死者一万四百五十人、是役也平副帥時宗發之、性輔成之、故以土州大忍庄充其費。○南路志、佃頭小松氏文書曰、香美郡大忍庄住、任叔前東海與同西河專當國相論中、宿戸田四段事、如東海申者、件宿戸田由者自專當國頭、蒙與子息定罰以降、至于東海、爲別相傳、代々手次之譲状明白也、而國文章信房之時、未定到一期之間、預置之云々、如景國申者、景國者依爲國重之嫡孫、於專當職並國重名者、可讓掌之由、安堵御下文度々賜之、而件宿戸田者、爲國重名之條、取帳明白也、弘安八年御下文已後、至于今二十五年之間、當知行無相違、但定叫者爲抓傍、爲輕身之間、景國存憐愍之儀、彼田内二段、定圓一期之程、所預置也云々、兩方預置定圓之由雖申之、公□□□□□□所見歟、所詮景國者爲國重嫡孫之間、專當職並國重名安堵御下文賜之、件田内二段同令當知行無相違、定叫者依爲國重次男、讓得彼田事明白也、然者早令和與中分、二段者東海令領知、二段者景國可知行也、有□所當米段別臨時之課役、不致懈怠、但如此天和與中分之上、猶以於令致濫訴者、取訴人之分、可付論人一方□、仍下知之狀如件

永仁三年乙未七月六日　　政所沙門（花押）

大里王子社所藏文書云、（紙端有平高時花押）下土佐國大忍庄、補任　若王子別當職事、僧增源、右以人補彼職任父禪源讓狀云々文保三年三月」又香宗我部文書云（紙有端宗我部王花押）「可令早僧禪源致沙汰、土佐國大里庄内若王子宮別當職事、（中略）弘安九年十二月」又夜須村小松某所藏文書云「宛行大忍庄内長谷寺院主職事、小納言法橋宗成云々、曆應四年八月、攝部（花押）藤原（花押）」。

東川(ヒガシカハ)

今東川村と曰ふ、槇山村の西南に接す。南路志云、安藝村某所藏文書、

大忍庄東河内夜須川京庫名事、如元可令安堵也、於御年貢御公事者、任先例無懈怠可勤仕之狀、如件

曆應元年十一月

又佃頭小松氏文書、

大忍庄東川内、於所持夫清名者、爲恩賞、左近兵衛尉助宗一圓管領、不可有相違之旨、依宰相三位中將殿御狀、如件

正平十一年二月　　出雲守時□（花押）

石船神社(イハフネ)（山川）

今東川に在り、延喜式、香美郡石船神社是なり。神祇志料云、此神は忍穗耳命の兒、天火明命三世孫、天忍男命を祭る、天忍男命は葛木土神劍根命の女、賀奈良知姫を妻としたまふ事、舊事紀に見ゆ。○土佐式社考云、天忍穗別尊、爲物部姓之本源、按國史、物部氏當國人之大姓、當社崇忍穗別尊、理當然矣、大忍里庄山川村、有石舟明神、古老傳爲來石舟天降處、山川村物部姓世傳宮地也、正和四年乙卯、當社棟札曰、願主物部末近、元亨元年、政所下知清遠(キヨトホ)名主先例曰、土佐國大忍里庄、東河末延名石船大明神、南限野武多峯、西限高比、北限國次名境、以爲物部末正大夫本領、又有四年政所下知物部氏宮職事式目、天正六年戊寅棟札曰、檀那末延□介物部、其祀物部氏神饒速日命也明矣、其神寶玉石一枚、靈鏡一面、皆古代物也、其有奉幣者、甚作□、又神天忍穗別尊爲、又云、山川村當主末延氏宗、其文書以來久武文書數十通、今舉其姓名分明者一二、元亨元年、有末延名主末正、正平十六年、有右兵衛尉信末、寶德二年、有太郎右衛門、永正六年、有親久、十四年有神左衛門尉、此皆爲物部姓末延氏、古城見在當村、其爲石船禰宜、而傳領末延名、證文明矣。

西川(ニシカハ)

今西川村と云ふ、東川の西に隣り、美良布村の南に接す。南路志、行宗文書云、

「大忍庄内、於行宗名者、爲恩賞、右近尉弘重管領、不可有相違之旨、依仰狀如件

正平十一年二月　　出雲守時□（花押）

大忍西河行宗名之支證之事、山田大忍御取合之時、行宗被官田中之治部、東河專當殿公事、云々

永正八年辛未九月　　行宗兵衛左衛門」

安須郷(アス)

和名抄、香美郡安須郷。○今夜須村、岸本(キシモト)村、和王寺村なるべし、中世以降安須を讀り、

(手結埼)(佛崎)

夜須と唱ふ、東安藝郡和食郷に至り、西は宗部郷に至り、南は大海也。

夜須村の南大字手結に海埼あり、手結埼と曰ふ、又佛崎と呼ぶ。東鑑、壽永元年、夜須七郎行家、自佛崎海上逃亡、と紀伊國とある此地とす、此埼より西十一海里、浦戸の龍頭埼に至る海岸は、一帯の沙濱なり。地學雜誌云、天武帝の時、土佐地大に震ふ、俗說には安藝郡室戸岬と、幡多郡蹉跎岬の間の陸地陷沒し、黒田郷なる村落は全く其跡を消滅せりと云ふも、想ふに須崎港の外側たる龍崎岬より、手結岬間を接續する陸地の沈沒せしに止まり、其區域は甚た狹少にして、世人の唱ふるが如き廣大なるものにはあらざるべし。

夜須

東鑑、壽永元年九月、夜須七郎行家者、蓮池權守家綱等、同冠者源希義之由聞及之、爲相共、伴一族等欲向之處、於野宮邊希義被誅之由聞、空以歸去、而家綱等又欲討行家之間、權船一族相乘之、自佛崎海上逃亡、家綱等馳到于其船津、先爲搦行家、遣二人使者、於行家之船、有可談合事、稱可來臨由、行家令察家綱等造意、斬二人使者首、棹船赴紀伊國云々、又文治三年、夜須行家與梶原平三景時、遂對問、二品直令決斷之給、行家搦消合戰之時、生虜岩國二郎兼秀、同次郎兼末等、交名進畢、聊其功、可被行賞之由、日來言上之處、景時支申云、彼合戰之頃、全無稱夜須者、件兼秀等者、自然歸降之輩也、經年序後、行家廻奸曲、申子細之由、訴申之、而行家彼時者、與春日部兵衛尉、令乘同船之間、召春日部、被尋問之處、申勿論之旨、已爲分明證人、仍可被加賞之趣、被仰含行家、景時依讒訴之科、可作鎌倉中道路云、使雜色行之、建久元年七月、夜須七郎行家、可安堵本領之旨、給御下文、是土佐冠者被討取給于時、不惜身命、討取怨敵蓮池權守以降・度々有勲功。○南海治亂記云、治承四年源氏蜂起す、土佐國の流人源希義を誅すべき由の命を承て、枚田蓮池兵を擧けて之を殺す、其時香美郡司夜須七郎行宗は希義の方人たり、其後賴朝公より夜須を以て當國の仕承とす、是に由て香美長岡二郡を賜ひて、後斎蓮池に居す、世人蓮池殿と稱す、世々の後夜須の家貞へ、天文年中に長曾我部宮内少輔元秀と云者あり、本主夜須氏を弑す、隣郡樋頭本山、吉良、大比羅三人として、幡多の一條殿に訴へ、長曾我部氏を攻殺す。

宇多松原

赤岡・岸本より手結埼の邊の海岸なるべし、中世其名を失せしかど、近年好事者其舊跡を傳へ、松林も其なごりをとゞむと云。○土佐日記云、大湊より那波の泊を追ふ、宇多の松原を行過く、其松の數いくそばく、幾千歲經たりと知らず、本每に浪打寄、枝ごとに鶴ぞ飛かふ、面白しと見るにたへずして、舟人のよめる歌、

見渡せば松のうれ每に住鶴は千代のどちとぞ思ふべらなる、

漕行まゝに山も海も皆くれ、夜更て西東も見えず、天氣は楫取の心にまかせつ、男もならはねばいとも心細し、まして女は舟底にかしらをつきあてゝ、ねをのみぞなく、かくおもへば、舟子楫取は舟唄うたひて、なにともおもへらず、そのうたふ歌は「はるのゝにてぞ、ねをばなく、わかすゝきにて、手をきる〳〵、つんだるなを、おやや食るらん、姑やくふらん、かへらや、よんべのうなおもがな、錢こはん、そらごとをして、おぎのりわざをして、錢ももてこず、己だにこず」これならずおほかれども、かかず、これらを人の笑ふを聞て、海はあるれども、心は少しなぎぬ、十日那波の泊にとまりぬ。

(鬼田)

土佐日記地理考云、宇多の松原は香美郡赤岡の北に鬼田村あり、その鬼田をもとはうだと呼りしこととしるし、大和國の宇陀を古き書に鬼田とかけるを思ふべきなり、かくて今の鬼田村より南須留田、王子、赤岡、岸本などの村になべてひろく鬼田と呼りしが、後に縮りて一村の名となり、又鬼田をうさいだと呼ことになれるなるべし、

岸本

夜須村の西、赤岡村の東、海に臨む、此村の常樂寺は、土御門天皇承久三年の行在なりと云ふ、増鏡には土佐國畑におはしますと爲す、不審。○南路志云、岸本村常樂寺記曰、昔土御門院當國被爲移給ひ、此所に皇居をかまへ、月見山にて常に月を御覽せられし故に、山號を月見山と申傳候。承久記云、土御門院は隱岐院の御縁坐に依り、左京權大夫平義時がはからひに、承久三年六月十日、土佐の國へ配し奉り、御供には少將定平、侍從貞元、女房三人、醫師一人也、土佐の國へ着せ給ひて、無程阿波の國へ遷奉る、其折しも阿波土佐兩國の中山にて、院の御製、

浮世にはかゝれとてこそ生れけめことわりしらぬわかなみたかな。

増鏡云、中院は初よりしろしめさぬなれば、東にも咎申さねど、父の院遠に遷らせ給ひぬるに、のどかに都にあらんこといと恐ありとおぼされて、御心出て、其年閏十月十日土佐國畑といふ所にわたらせ給ひぬ、せめて都近所はどと、東より奏したりければ、のちには阿波國に移らせ玉ひにき。

赤岡

今赤岡村と曰ふ、戸數八百、高知市の東五里半に在り、海に臨む、艦船は手結埼の蔭に泊す、即香美郡役所の在地にして、阿波海部路の衝に當る。

宗我郷

和名抄、香美郡宗我郷、訓曾加、高山寺本、ソカヘ。○今香宗村、赤岡村、富家村、山北村、山南村等なり、夜須郷の西、淵深郷の東南とす。三代實錄、貞觀十年、土佐國宗我神授位、此神今香宗村大字中野に在り。南路志に「三代實錄、貞觀十二年土佐國立山神、授從五位下、元慶三年、土佐國正五位下蘇山神授正五位上、蘇字當作立、在土居村」と、此土居は今香宗村の大字なり。

香宗我部

今香宗村是なり、赤岡村の北に接す、同氏の

（土居）住宅址を土居と稱す、即土居の謂なり、南海治亂記に、香美郡四千貫は香宗我部氏相續たり、同國の末に長曾我部元親に攻亡せられ、和睦をなし、元親の弟新右衛門親泰を養子として、家名を繼がしむ云々。按に、香宗我部氏は寛喜中其香我部と共に離散し、其後下總に移る、香宗我部家文書世に傳ふ、家祖秋家は建久中地頭職に任せらる、南路志に秋家を甲斐源氏と曰ふ、詳ならず、東鑑、文治三年夜須行宗訴訟の條に、春日部兵衛尉と同船にて壇浦に合戰したる事見ゆ、此春日部恐らくは香宗我部の誤書にして、當時カソカベと呼び、中原氏其跡を繼ぎ香宗我部と稱したる歟。香宗我部文書云、

「將軍家政所下、土佐國香美郡内、宗我部幷深淵、補
任地頭職事　　中原秋家
右人補任彼職之狀、所仰如件、奉行人宜承知勿違失、
以下
建久四年六月九日　　案主清原
令大藏丞藤原　　知家事中原光家
別當前因幡守」

「土佐國御家人中太明道（建仁元年、北條遠江守時政奉書、件中原秋榮）申二箇條事、申狀具見花押
一當國深淵香宗我部兩鄕地頭職之事、前司之時□□□□・然者新司何可有違亂候哉
一須留田別符見田保者、爲香宗我部鄕最中之由、在廳勘狀加一見候、可然者且故殿御下文、且任在廳勘狀者也、開補領作□□□□□□□□仰合候之狀、如件
建仁三年八月　　遠江守　判
平六兵衛殿」南路志云、香宗我部文書、建仁元年、守護職體見右馬允□□・建仁三年、守護職三浦平六義村、非合于東鑑）

「寧與、土佐國香我美郡内、香宗我部鄕地頭職事
四至、限東大里庄堺鎌田道手、自若王子西山際六段目、限南大海、限西深淵鄕烏河、北立山事
右自先祖秋家秋道拜領以來、至于重道六代相傳知行、云々、嘉元四年」

（須留田）其他の文書に、元弘三年、香宗我部任人須留（スル）田（タ）式部入道心了が奉行所へ馳參上の旨を記せる狀に、足利尊氏の承了花押あり、建武二年、甲斐孫四郎入道へ須留田の名をて與へたる狀には「義良誅罰事、自足利殿被仰下也」云々とあり、又應仁記に、文明元年三月、京師山名殿貢入の段に「細川勝元被官甲須龜（カフスカメ）を始とし、究竟兵十餘人死しける」とあるは、香宗我部甲斐なるべし、古文書にかうそかめなどともあり。

（甲須龜）

吉原（ヨシハラ）

今吉川（ヨシカハ）村と改む、香宗村の西にして、物部川の左岸なり、古は吉原庄と稱せり。香宗我部文書云、

土佐國香美郡内、香宗我部□□大忍庄、幷吉原庄等、東西堺事、早任御下文之旨、可致沙汰附下地之候也、仍執達如件　　曆應三年六月　　左近將監貞綱（花押）
佐々木備前殿　今西彌六殿

深淵鄕（フカフチ）

和名抄、香美郡深淵鄕、訓不加不知。○今佐（サ）古（コ）村に大字深淵存す、宗部鄕の北に接し、物部川の東岸に在り、野市（ノイチ）村も之に屬す。佐伯文書云、

（佐古）堅田小三郎申、今月十六日、押寄深淵城、爲先陣燒掘城郭之間、乘馬太腹被射、致軍忠云々
建武三年三月　　佐伯經貞
御奉行所　加一見候畢　三宮賴國

野宮（ノノミヤ）

深淵社と稱す、三代實錄、貞觀十二年、土佐國大谷神授位と云ふは此神たり、今佐古村大字大谷存す。東鑑云、壽永元年、夜須七郎行家、爲相共土佐冠者希義、件一族趣向之處、於野宮邊希義被誅之由聞、空以歸去。○土佐式社考云、此社今在野市（ノイチ）、里人呼爲十禪師、舊記（野市）常在深淵村、地積狹巷、尤可慮信、寬永中、前國守野中篤野、澤田之利、更數千町、於是河水失古道、致流合件爲一、一旦洪水壞頹、社地爲所漂浸、頂木僅殘、今猶在河底、見在十社、四十年前里民住道之云、

母代寺（ボダイジ）

今佐古村の大字にして、父養寺（ノヤウジ）と稱す、南路志に紀夏井の建立して、父母の菩提を弔ひける所ならん、然れども兩寺共に退轉して、後世之を詳にし難し、野市村の平松と云地は夏井の配所なりと云々。○三代實錄云、（父養寺）紀夏井歷讃岐肥後守、政化大行、有異母弟豐城、應天門火、豐城爲伴善男之從、夏井爲相坐、從使出境、肥後民庶遮路悲哭、如喪考妣、夏井私向土佐路、過讃岐境、百姓男女老少、皆棄其家、遙望道路、數十里之間、哭聲相接、數年母亡、夏井至孝、居喪過禮、建立草堂、安置骸骨、晨昏之禮、無異生時、以終三年之喪、夏井兼能藥藝、聞醫藥、配土佐之後、自往山澤採藥、合鍊以施民、民多得其驗。

山田鄕（ヤマダ）

和名抄、香美郡山田鄕、訓也萬多。○今山田野地村、明治（メイヂ）村、大楠植村、佐岡村是なり、深淵鄕の西北、植田鄕（長岡郡）の東、岩村鄕の北、物部川の西とす、山田氏の館址は楠目に在り。

楠目（クスメ）

今大楠植（オホクスウエ）村と改む、楠目は山田氏の墟にして、古書或は葛目に作る、永正天文の比に、山田治部、山田河内などあり、其世系詳ならず、其生の山中を非有したる豪族なり。○南路志云、山田氏の事は「蒲生山淨土寺、大檀越等、山田殿、治部道雲、次道一、于時應永五年戊月」と其生親阿彌陀堂佛經奧書に見ゆ、美良布神社の棟札には、天文十二年大中臣基通とあり、舊記を按ずるに、永正五年、本山弘岡の諸士、楠目の山田治部と同心して、長曾我部を責亡す、蘆簡集曰、今按、天文廿三年文書、山田殺道與吉松孫兵衞謝書、有於逢家存分者之語、然後之時無疑、又弘治三年、長曾世與楠道書、有今度以心遣、當山相果、忠節神妙之語、以是推之、弘治二年、爲滅亡必矣、當山蓋指其生也、又古城傳承記曰、昔に山田治部少輔大

仲臣元義てふ人有り、香我美郡山田郷三千貫を領し、楠目に居城してければ、門葉領内に充滿す、長曾我部國親は吉田大備後に議し之を責め玉ふ、五百餘騎を率ゐて山田へぞ押寄ける、一手は吉田大備後江村小備後坂折山の北方に打出、國親は三百餘騎を隨へ國分寺前を東へ向はれ、忽に責め落さる、其山田高松山雅樂寺は元義先祖菩提寺也、されば此寺に葬りける。〇一書云、長曾我部兼序、宮内少輔と稱す、時に細川氏四國を管領して、兼序最も親昵せらる、本山梅慶、山田元道等猜忌年を歴る、細川氏已に衰へ、三好氏興り、代りて國柄を執り、四國之れが有となる、梅慶元道等、兼序を三好氏に讒毀す、三好氏の守護代來りて山田城に居るに會す、梅慶元道兵を長岡郡に伏せ兼序を襲せんと欲す、兼序の姉は元道に嫁す、密に其家人に囑し兼序を勸めて脫し去らしむ、兼序卽に與禪寺に入る、香曾我部某好亦長曾我部氏と相善からず、遂に兼序を殺す、是を國親（覺世）の父とす。

山田野地（鏡野）

今山田野地、又は山田町と呼ぶ、赤岡の北二里半、鏡野の野中に在り、戶數六百、高知市を去る四里とす、此邑は寛永年中、執政野中兼山の開拓して、田宅を與し市店を成せる所なり、今其葉製造の著盛なり、〇農窗云、野中良繼（通稱傳右衛門又主計號兼山）その書を閱する每に、利益を開けば之を國中に布く、高知城東の一鄕を山田といひ、其の平曠を鏡野といふ、延袤數十里、而して水は地中より行き、以て灌漑に資るべからず、良繼嘗て建議して、遠く物部川を引き、地勢の高下に隨ひ、上中下の三渠を鑿りて、閘を楠目村に設く、之を鑑野の三渠といふ、是に於て良田を得る數千頃、故長曾我部の部曲多く業を失ふ者あり、百餘人を得て墾闢、以て其業に就かしめ、更に名づけて鄕士といふ、是に於て衆皆悅び、相繼で請ふもの千有餘人、遠近に散處し、皆自然法に隨はざるなし。〇按、鏡野と云は物部川西岸の平野の總名なりけるを、寛永の頃には專ら山田の荒野を指せるごとし、山田郷の東北佐岡村、片地村以上は物部川の山谷にして、其生山一山と呼ぶ。〇鏡岩及鏡石は土州諸所にあれど、鏡野の北植村谷（大片植村）に最も多し。

地學雜誌云、岩石の面平滑に、鏡する如きを鏡石と云ふ、其生因は大地の地辷りに歸すべき者なり、其最も著大なるは蛇岩の塊、大さ五尺計り、綠色乃至灰色を帶び、其面殆んど眞正の平面をなす、其地は岡豐村字蓮如寺なり、又植村の谷に鏡石甚だ多くして、甚だ奇異なる現象を呈す、卽ち平滑なる數多の面を成すものあり、或は粗面と滑面と相交りて顯はるゝものあり。

岩積

今明治村と改む、岩留堰留の二祠あり。三代實錄「元慶八年、授土佐國正六位上石留神、堰留神從五位下」と、此石は留の誤なり、岩積卽石留の訛なり、二祠今一堤合祭す、（神祇志料）〇土佐州考云、石留神、居民奉稱御岩大現、在物部河要衝大堤上、此叢祠大洪水、不能侵之、民每水患、嘗以祈禱、故稱此叢神也、古昔有大堰、今堰址數尺、右石堤頁數里有之、堰留祠、昔在石留祠艮十四五町許、當祠西岸、一帶洪水崩岸、其地闕當河衰。

石村鄕

和名抄、香美郡石村鄕、訓伊波牟良、〇今岩村存す、是なり、山田鄕の南に接す、佐伯文書云、

野田小三郎譯貞申、去月廿六日、被居岩村之城時、最前籠貞輔向、被致挪戶現候、其時大野軍佐藤六郞殿被見知候、云々、

建武三年五月一日

慶長五年の秋、長曾我部盛親關原の役に利あらず、敗して國に歸る、流言あり德川氏は盛親の兄親忠（さきに津野の家名を繼ぎたり）に土佐半國を與へんとすと、盛親の臣久武内藏直急に親忠を岩村吉祥寺に圍み、之を殺す、其墓尙在り、諡して孝山と云ふ。

金地

今岩村の大字なり、又大字神通寺あり、神奈地祠此に存す、三代實錄、貞觀八年、土佐國神奈地祇神授位、之を國史には神果神に作る、奈を牟に誤り、地祇を一語として書きたる也、然れども神通寺に賀奈良知姫を祭り、舊事紀、物部系譜に、天忍男命の妻を賀奈良知姫と曰ふ、香美郡の舊姓に物部あり、又物部鄕ありて天忍男命をさへ祭れば（石舟宮）神奈地は、卽ち賀奈良知に同じきを知る。

物部鄕

和名抄、香美郡物部鄕、訓毛乃倍。〇今三島村是なり、岩村鄕の南にして、卽物部川の西岸なり、物部は本郡の舊姓なること郡内各處に徵證すべし、此地其本鄕なり。續紀、和銅七年、土左國人物部毛虫咩、一產三子、賜穀四十斛幷乳母」と見ゆるも此鄕の事にや。〇南路志云、高岡郡仁井田鄕窪内五社鰐口、銘曰「八幡物部庄上岡、貞和五年十一月三日、願主右兵衛尉源兵行」又本郡宮家村々民所藏文書曰、

沽渡物部庄内惣案主職事

右所領者、隆重々代相傳之所帶也、然而依有要用、代拾貫文、香宗我部甲斐次郞殿并儀大夫殿、所限永代沽渡申候也、雖於後日將來不可有他人妨、仍爲後々、沽券状如件、康安二年十一月、藤原隆重。

物部川

又香美川と云ふ、源二あり、槇山川、久保川是なり、大栃に於て二水合同し、西南流楠目に至り、山田川を分ち、本流は南に折れ、三島村久枝の東に於て海に入る、長凡十五里、山田川は楠目より西流、長岡郡大津に至り、舟入川に流し、浦戶灣に入る、長三里、一說、物部川の河口の邊に、大湊の古蹟ありと。

田村鄕

和名抄、香美郡田村鄕、訓多無良。〇今田村、立田村、前濵村是なり、物部鄕の西に接し、海に臨む、田村の西界は長岡郡の地とす。〇四朝紀略、

(前濵)

僧兼帳、神護寺奉入僧寺料田籍文云「天長三年、先人所讀、土佐國久滿井田村庄」また肥後國志所載、三池道專、元亨四年、所領分帳曰「土佐國田村鄕之内、筑紫分」より讓狀に、曆應四年訴狀曰「土佐國田村庄」など見ゆ、吉集著名と爲す、南路志云、細川遠江守賴益、其舊の頃土佐國守護代職に下向し給ひ、香我美郡田村に御在所、この賴益公は弓馬の名譽和歌の達人にして、拾遺古今集に其詠を載せらる云々、按に賴益の曾孫政益は永正の亂に上京、其宗家を援けたり、(賴益の子滿益、其子持益、其子勝益なり)勝益以後振はず、諸郡離立す、田村に桂昌寺と云ふ日蓮宗の一寺あり、賴益の館所なりしが、後年長岡郡綽崎に移し、道本寺と改む、又細勝寺あり、細川氏の菩提所なりしと云ふ(長岡郡十市參看すべし)

前濵村、正興寺所藏文書云、土佐國田村下庄、正興寺院主職并供田合五段御寄附地、右件供田者、本寄進狀者、康安元年六月廿四日大濵之時、隆念紛失爲致候、供田明鏡之上者、爲末代沙汰人等、加判形者也、仍爲後代龜鑑之狀、如件、康永三年二月、寺主宗氏、公文信實、學香寺殿。○按に、此文書康安元年六月廿四日の大濵と云は、太平記、康安元年六月十八日阿波國由岐浦の海溢と同事なるべし、太平記の時日誤りければ、廿四日を正と爲すべき歟、近世寶永四年の大濵にも此地浸水の小害あり。

長岡郡

長岡郡（ナガヲカ）

香美郡の西、土佐郡の東、南は海に至り、北は嶺背本山（モトヤマダニ）谷の地を兼有す、今二十五村に分ち、六万三千の人口あり、然れども郡の主部たる甲岩（カメイハ）の峠以南の山野は十八村にして、餘七村は嶺背に在り、全く向背を異にす、本篇特に本山谷の一類を設け、土佐郡嶺背數村と合同して之を別學す。

長岡郡、和名抄奈加乎可と訓じ、九鄕に分ち、國府の在所なり、中世秦氏宗部鄕に居り豪族たり、長宗我部と號し、以て香美郡同名と相別つ、其在國は元親に至り、武略超群、遂に諸郡を平定し、遂に兵を州外に出して四國を一統したり、後滅削せられて土佐一州を有ちしが、慶長五年家滅ぶ。○長岡郡、寛永年中、二万八千石、享保改二万四千石。

(大埇)

大曾鄕（オホソネ）

和名抄、長岡郡大曾鄕、訓於保曾禰。○今大篠（シノ）村、野田村、後免（ゴメン）村等是なり、大篠に大字大埇（オホツネ）存す、蓋鄕名大曾は禰を省略せる也、香美郡石村鄕の西に接す。土佐國考云、大曾鄕在氣良鄕之東、宗氏地検帳、作大埇、埇當作埆、字彙曰埇音勇、道上加土也、埆音却、地不平也。

篠原鄕（シノハラ）

和名抄、長岡郡篠原鄕、訓志乃波良。○今大篠村に大字篠原存す、大曾鄕と混同したる也、大曾の西、氣良の東とす。

後免（ゴメン）

今後免町とも云ふ、戶數二百餘の小市なれど、郡衙の所在地なり、高知市を去る二里半、赤岡を去る二里、山田を去る一里半とす。

片山鄕（カタヤマ）

和名抄、長岡郡片山鄕、訓加多也萬。○今三（ミ）和（ワ）村是なり、大字片山存す、大曾鄕の南にして、其瀕海の地を改田（カイダ）と呼ぶ。○片山庄は吸江寺文書に見ゆ。

勝定院領、土佐州片山庄内、名主庄家人等、或號守護代奉公仁、其權威對寺家、致不忠之條、自今以後堅可禁止之段、於背此旨輩者、名田等可令勘落之狀、如件

永享六年十二月　日　　勝定院主茲治(花押)

登利鄕（トカリ）

和名抄、長岡郡登利鄕、訓止加利、高山寺本、注安賀利。○今詳ならず、蓋十市村、三里（ミサト）村等、一名池（イケ）鄕とも云ふ地ならん。土佐國考には年越（トシコエ）山は登利鄕にや、年越は登利の轉訛と曰ふも、其轉訛とは思はれず、但年越山は此十市村に屬す、按に河内國にも利雅の地名ありて池沼あり、此にも登利鄕と想はるゝ地に池沼あり、偶然にはあらじ、片山鄕の西、氣良鄕の南浦戶灣の東にして、大海に瀕す。

十市（トフチ）

海村なり、守護代細川氏の一族此に居り、十市氏と號せり。南路志云、十市村三所權現棟札曰、大檀那源正隆、文龜二年壬戌十一月、又曰「新宮三所大權現、源朝臣實冊、大願主源家俊、享祿元戊子霜月廿一日」、又香川郡戒山村民所藏、保元物語奥書曰「享祿四年七月、細川刑部少輔源家俊、卅九歲、細川遠州政益（勝益）より寫畢」、又或細川系圖曰、永正四年六月廿四日、大心院殿（政元）横死、是者葛西井久六元近之心云々、同年刑部殿（家俊）を初一門從類上洛、此時賴益公四代勝益公也（香美郡田村參看すべし）又古城傳承記には、十市の城主を細川備前の入道家桃とぞ申ける、細川武藏守賴之十代の孫定輔、息二人有、嫡子備前守、二男豐後守賴和、是は池の領主業山の城主也、長宗我部國親の威勢を見て、此人敵しがたく降參を乞せ玉ふべきよし、家臣共一同に諫ければ、豐後守へも言遣りける、賴和家臣を呼て此事如何と申ければ、十市殿御降參御同意可然と、皆一同に申ける云々。

(禪師峰寺)

南路志又云、八葉山禪師峰（センジホウ）寺は十市に在り、眞言宗（寺祿廿石）鐘銘に「院主橋律師教成、康治三年四月」と刻す、諸頭光明院は當山草創の舊坊なるか、當山は[illegible]補陀落に似て、遙南海に望え彌險くして、巖大小となく皆南方へなびき向ふ事は、南方無垢の瑞應を現せりとかや、又當山の西石土（イシツチ）の神社の側に、補陀落院の二穴有、往古は

蛇の穴より火災出て、一山是が爲に燒亡す、此寺嵯峨天皇の勅願に依て大師建立有、度々回祿有て、寶室舊記悉く泯滅せり。○延喜式、長岡郡石土[イハツチ]神社は十市村に在り、續後紀、承和八年官社に預る、此神は土州の北境豫州に跨れる石土山と相因む所ありや、其疑なきに非ず、然れども相去る十餘里、山川の形勢相望み相連る所なし、不審と謂ふべし、今表筒男神とす。

大湊址[オホミナト]

今詳ならず、土佐日記に見ゆる泊所也、一說前濱の邊と云へど、又十市村と云ふ。吉村春峰大湊考云、東は月見崎また離巖が瀧の邊、西は謂ゆる十市の池（池のさとの池と思ひまがふべからず）まで、東西南北拾餘町、今にても雨ふれば一とつゞきの湖となりて、港口さへ開たらむには、實に大湊ともいふべき樣なるを、西は今石土社のましますところのほとりも、その昔は浪のあらいしさまも見ゆ、その石土神社の前なる川よりあとの切通しといふところは、もとよりちかきころ堀ぬきたることと論なし、さて今は此神社より浪のよするところまでは程へたゝりぬれど、近きころまでも今よりははるかに濱せまくて、浪のよせるところまでいと近かりしと見えて、元祿年中に記せる齋藤某水が日記を見るに「浦戸は古のすさき也云々、濱邊へおりさせ給ひ、浪打きわの中に岩土とて小社あり云々、岩穴あり云々」とあり、心をつくへし、それより北につゞきて、なし浦あり浦なんどいふところのほとりも、何とかや港のみぎはともいふへきさま也、またかの石土の神社は、むかしは八葉山の嶺にありて、即ち住吉の大神にましませば、百船千船の入來る港などには、もとよりいつき奉るへき大神にましますを、予がいふ所を大港とせば、直にその山なる八葉山に、古くより此大神を齋き祭れるも、もとこの所大港なりし故にぞあるべき、さてこの社を今のところにうつせる後も、その跡には寺を建て此神の本地なりてふ佛を置き、將與の觀音を稱へ、往昔よりこゝに海上安全の祈するも、名殘にやありけむ、またか地名によりて考ふることはあらじやと尋るに、八葉山の端より西丸[ニシマル]山まで古の港にてありつらんとおぼゆる、東西拾余町、民屋二百戸はかりあるところの總名をあざといへり、このあざはおぎの轉語なるべし。

年越山[トシコエ]

又新年[トシコヒ]山に作る、今坂折[サカヲリ]とも曰ふ、十市村の北なる丘陵なり、介良山に連接す。東鑑云、壽永元年、故小松内府家人、蓮池權守平田太郎、當土佐冠者希義、希義…介良城、向夜須庄、于時家綱俊遠等、追到于吾河郡年越山、誅希義。○南路志云、源希義介良を去り、夜須に赴くに、吾川郡年越山にて追着て討取と云へり、其戰場の狀不審なり、平田太郎は幡多郡平田の住人、蓮池權守は高岡郡蓮池の城主なり、當國七郡は東より安藝、香美、長岡、土佐、吾川、高岡、幡多と西へ段々に並びたるに、使介良は長岡郡なり、希義介良を出て東方香美郡夜須庄へ落行くに、西の方土佐郡を經て敵地近く赴く事を不審なり、長岡郡年越山を、吾川郡と書き誤りたる歟、又年越山は今の坂折山なり、山中に新年[トシコヒ]神社鎭坐せせ也、此神、三代實錄、貞觀八年授位せらる。

種崎[タチサキ]

今仁井田、池村と合同し、三和[ミワ]村と改む、種崎は其西端にて、浦戸灣の港門北側に當り、一沙嘴の上に居る。○南路志云、寶永四年丁亥、十月六日、大地震、種崎一村亡所と爲る、溺死七百四人、一草一木も殘ることなし、其中に神主某一宇、不思儀にも殘れり、其時より民家は當村の西へ引移す。○按に土佐日記に見ゆる大湊は、種崎此村の邊とす、古今集註、其實詳ならず、

今仁井田[ニヰタ]、種崎と合同し、三和村と云ふ、浦戸灣の東岸、五臺山の南にして、二三の漁落あり、地名之に因る。○南路志云、此池は土佐日記に録し、十市村の西なる小潟水なり、人造に非ず、鯔の鬼口を名物とす、此國には古へより鯉なき事、土佐日記に見ゆ、近代豐公大坂へ鯉一万被仰遣、生養にて御取寄被成、諸方の川へ放しめ玉ひしが、二三年が程にうせぬ、其後又一万本に餘一万御買下し被遊、川々へ放しめ玉ひしより、今の如く澤山に成しとか、豐昌公の時なり。

池[イケ]

正月七日、大湊に泊る、かゝる程に人の家のいけと名ある所より、鯉はなくて鮒より始て、河のも海のも、こと物共長櫃に荷ひつゞけておこせたり、若菜ぞ今日をば知らせたる歌あり、

淺茅生の野邊にしあれば水もなき池に摘つる若菜也けり、

この池と云は、所の名なり、よき人の男につきてくだりて、すみけるなりけり。（土佐日記）

氣良郷[ケヨ]

和名抄、長岡郡氣良郷。○今介良[ケラ]村、稻生村、五臺山村是なり、片山郷の西、大津[ナツタケ]郷の南浦戸灣の東とす、東鑑介良庄に作る、又後世成武郷の目あり、（東鑑、介氣にヒラキと傍註す、不審）

東鑑云、壽永元年、土佐冠者希義者武衞（賴朝）舍弟也、去永曆元年、依右左典廐（義朝）縁坐、配流于當國介良庄處、近年武衞於東國率義兵給之間、稱有合力疑、可誅希義由、平家加下知、故小松内府家人、…顯盛、擬討希義、希義遁於介良城、向夜須庄（…宗我部信能）、南北の亂に足利に屬し軍功あり、遂に大高坂、吉原、朝倉諸郷の地頭職を給ふ、介良庄中鹽田に居る、元…は其十世孫なりと、西養寺文書云、

土佐國介良庄事、爲走湯山密嚴院領之處、甲乙人致濫妨狼藉條、早甲斐孫四郎入道（香宗我部氏）相共打擲狼藉由法、留代官可令所務、且就起請之詞、可沾進遂犯仁之名之狀、如件

元弘三年六月四日　　源　朝　臣

長宗我部新左衞門殿（信能）

介良村に朝峯神社あり、是祠は三代實錄、貞觀八年、土

西養寺(サイヤウ)　佐國朝臣[illegible]者是也

なるべし、[illegible]、[illegible]元年、[illegible]山に[illegible]、文治元年所補の者[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]所[illegible]後不[illegible]、元[illegible]二年、及[illegible][illegible]、[illegible]也、[illegible]山[illegible]、由子[illegible]云々、[illegible]十人[illegible]、介良庄[illegible]名[illegible]、[illegible]止万[illegible]云々、[illegible]、[illegible]年、[illegible]山内[illegible]公、土佐[illegible]者[illegible]せしめられ、[illegible]田二段を附與せらる、[illegible]公[illegible]の時、よませたまふ歌曰、

いたましや同じ枝葉の末ながら咲かで朽ぬる跡の標は

西養寺所蔵の文書は、[illegible]元四年[illegible]人の[illegible]状二通、又[illegible]治[illegible]年、[illegible]長五年[illegible]状以下、文保正中の者存す、康[illegible]年、[illegible]相[illegible]は、[illegible]光に[illegible]任せらる、これは長[illegible]の人にや、又延文二年、左衛門尉[illegible]宗信時が[illegible]田五段を[illegible]律師に寄附の状あり、文

「介良庄西養寺[illegible]田[illegible]事　若松[illegible]丸

右任[illegible]代相傳之旨、所[illegible]也、有[illegible]御[illegible]寺、先[illegible]可有[illegible]之状、如件

庄家宜承知、敢勿違失、故以下

延文二年七月廿日　彈正忠　奉」

五臺山(ゴタイサン)　今村名とす、村中に文殊堂あり、五臺は其寺[illegible]に出づ、丘上に[illegible]立し、[illegible]江を[illegible]す、吸江は浦戸灣の内港なり。

禮拜文殊・[illegible]家有[illegible]、　義堂

[illegible]文殊下五臺、[illegible]首南向、好将[illegible]、
[illegible]、[illegible]年)
五臺[illegible]然、朱閣[illegible]、花雨別[illegible]動、
紛々吹送下江船、　高陽

竹林寺(チクリン)　謂ゆる五臺山文殊堂是なり、眞言宗を奉す、寺[illegible]中の[illegible]とし、高知市の東一里　○南路志云、[illegible]より東南行、[illegible]の[illegible]、五臺山に至る、[illegible]南[illegible]の[illegible]と曰ふ、[illegible]堂は[illegible]永二十年炎上、同年[illegible]主忠義公[illegible]せらる、三[illegible]水あり、[illegible]公の歌曰、

くみて知る法の[illegible]なく三の[illegible]を[illegible]水、

五臺山に詣でゝ、おろかなる心一より、[illegible]のよしあしにくらく、民の[illegible]へなりぬべきを[illegible]きて、よみて奉りぬ、

流れえぬ心の水の末結ふ人の為にも先[illegible]るぞよ、

又[illegible]文、寶永二年、土左國守從四位下侍從、藤原朝臣豐房[illegible]、[illegible]、文[illegible]大士[illegible]之[illegible]也、在昔聖武皇帝[illegible]、勅行基[illegible]、[illegible]時降、神僧[illegible]助、[illegible]成、安置土州長岡郡山上、[illegible]、名山謂五臺、山間有五峯三[illegible]之勝、[illegible]地也、[illegible]以一千年[illegible]、[illegible]歳月、幸今及期甲申歳、[illegible]、奉請于江府、[illegible]像于[illegible]寺、[illegible]、自六月至八月、[illegible]士民、莫不[illegible][illegible]、余[illegible]在[illegible]地、[illegible]、[illegible]、越九月二日、[illegible]院一位[illegible]、[illegible]中、寄以白金[illegible]文、[illegible]、十一日、[illegible]、以[illegible]云々

鐘[illegible]云、土[illegible]五臺山、五[illegible]山、[illegible]千峰之色、海中[illegible]、[illegible]、[illegible]、一切[illegible]生、同成佛道、于時弘安[illegible]七甲申二月鑄之、大願主法橋上人位[illegible]、大工左馬允紀[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]時歳、高上[illegible]一口之[illegible]人、[illegible]之[illegible]用、[illegible]美矣哉[illegible]、[illegible]哉[illegible]、美[illegible]者[illegible]、所謂有[illegible]上人也、其志之所之、[illegible]先師[illegible]之[illegible]也、加之[illegible]天[illegible]、[illegible]、[illegible]日午三更、[illegible]、此之[illegible]法財[illegible]之[illegible]切矣、予乗[illegible]、過十上人房、[illegible]十[illegible]下、[illegible][illegible]、[illegible]之、不可[illegible]、[illegible]、[illegible]云[illegible]、月[illegible]、[illegible]人[illegible]、數[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]永之辛巳、[illegible]午、[illegible]主[illegible]。

吸江寺(ギフコウ)　五臺山の北西、浦戸灣の内港東岸に在り、此に内港を[illegible]吸江とも云ふ、此寺は文和二年[illegible]石(本[illegible]國師)開[illegible]・北江岸の[illegible]に因み、吸江[illegible]、[illegible]を[illegible]せる也、[illegible]は[illegible]の[illegible]房にして、[illegible]は[illegible]中に[illegible]す、其南を[illegible](ハクセン)岸と曰ふ、土[illegible]と稱し、一[illegible]、西に岩[illegible]たふ、玄[illegible]と曰ふ、[illegible]、[illegible]、[illegible]は亭北の[illegible]なり、高知[illegible]と一[illegible]て、吸江十景の目あり。○吸江寺は臨濟禪家の名刹にして、土[illegible]の[illegible]と稱せられき、山内家の[illegible]、竹林寺と[illegible]七十石、[illegible]江寺百卅石を[illegible]し、[illegible]かりしと云ふ、古文書若干あり、

「奉[illegible]事

四至　限東[illegible]、限南法師[illegible]、限西[illegible]、限北[illegible]る[illegible]、

右件四至[illegible]者、[illegible]五臺山内、[illegible]寺[illegible]分者、道[illegible][illegible]別當[illegible]、致一[illegible]之[illegible]、云々

文和二年二月　[illegible]道[illegible]　左川[illegible]郎左衛門」

「寄附　吸江[illegible]

土佐國[illegible]内、大[illegible]中[illegible]田村、[illegible]山[illegible]村入[illegible]六名、[illegible]松名、吉[illegible]名、久吉名、[illegible]名、[illegible]色、[illegible]以下事

右任右京大夫[illegible]元[illegible]、寄附之状、如件

應永二年六月十八日　大吏小[illegible]

前大政大臣[illegible]朝臣[illegible]」

「寄附　吸江庵

右任武[illegible]入道常久[illegible]、所領[illegible]不可有相違之状、如件

應永五年十月廿二日　入道[illegible]大政大臣」

[illegible]史[illegible]云、[illegible]性は吸江寺[illegible]也、天正[illegible]の比、南村梅軒に學び、能く[illegible]を[illegible]す、[illegible]西[illegible]子と[illegible]す、吉良宣經の[illegible]にして、吉良[illegible]の[illegible]兒なり、元[illegible]四國の[illegible]を[illegible]記し、吉良物[illegible]の[illegible]を[illegible]すと云、天[illegible]は[illegible]を[illegible]にせず、長濱村[illegible]寺に居る、嘗て梅[illegible]書を[illegible]するを[illegible]、[illegible]子の[illegible]を[illegible]業を受け、[illegible]く[illegible]に[illegible]し、

慶長元和の際、程朱の學を唱へ、以て生徒に敎授し、谷素有を得て之を傳ふ、寛永正保の間に至り、小倉三省、野中兼山、山崎闇齋、谷一齋等英才輩出して、南學終に大に行はるゝに至る者、天室與かりて力あり、如淵、忍性、天室是れを三叟と號す、闇齋は少時の弟子たり、絕藏主と曰ひ、亦吸江寺に學習する所あり。

吸江菴　　義堂

破屋蕭然坐永宵、忽驚風雨過林梢、起來急々□童子、明日南山去割茅、（空華集）

浦戸舟歸遇雨、投吸江寺而作　　高陽

南浦回孤棹、東風度峭天、濤聲何處雨、冥色滿江煙、漸近尋山寺、崖邊引野船、□□□投宿、□此寄□禪、

大角郷（オホツ）

和名抄、長岡郡大角郷、訓於保都（今大津村、高須村是なり）、蓋其地の北にして、舟入(フナイリ)川其西北を繞り、土佐稱と相□、高須は大津村の西南なる新墾にて、往時は江灣の中に屬せりとぞ、桑□の□を見るべし。○大津は古國府の西一里半、當時は海□集の埠頭たり、後世土□の□塞して、今吸江以北は一條の水流を潰すのみ、舟人の名を存す。土佐日記に大津より浦戸に赴き、浦戸より大湊に至る由を詳載す、此浦戸は今の吸江の邊かと云はれ、大湊は今の浦戸種崎などの邊ならん、古守地等名目の能存したるを想ふべし。

（舟入川）（高須）

大津村岩戸山に、白大夫の墓といふものあり、白太夫は度會春彦の通稱にて、菅丞相に仕へし人なり、丞相西謫の後、丞相の子高視が土佐守と爲り任國したるを尋ねて、此地に來り、病死したりと、其事は菅家□□錄に見ゆとて、土佐遺聞錄に論述あり。

大津（オホツ）　今大津村と云ふ、舟入川（國分川の末）の南畔に在り。○南路志云、大津城主天竺孫十郎と云は、先祖知れず、一說に天竺は城地の名なりと、大津の城と申すは、廿町許東に鉤か池とて、五十間四方の泉あり、涌出する事湖□の如く、其流域の東北の麓を東より西へながる、西は岩崎とて、前はまんまんたる入海なり、□崎、津ノ島、岩崎とて三ツの嶋の其一也、潮の滿干あり、されど船往來自由ならず、昔者、紀貫之當國の任果、歸京の時、國人追來りて「おしとおもふこゝろやとまる」とよみし鷲の崎まで十七八町、西南山傳につゞき、二方江海なれば、西北南の里よりは、船なくては行通ふ道なし、天竺の城主七代にて亡ぶ、一書曰、大津古城、天竺孫三郎居之、爲秦氏所攻取、後一條内政君暫居之、天竺氏本京西山人、於京號天竺右近、下當國號二位少將花氏、生子三人、長天竺孫十郎花氏、父子同名云々、然れとも佐伯文書に據れば、天竺氏を亡ぼせるは長宗我部にあらず、津野備前守之爲にあらずや、其文書曰

今月三日、於大津城西首□、渡一場、太刀被仕候、尤以神妙候也、彌可被致忠節之狀、如件

文明十年八月廿三日　　備前守

堅田治部丞殿。

土佐日記云、十二月廿一日、（承平四年）戌の時に門出す、住館よりいでて、船に乘べき所にわたる、廿二日、船路なれど馬のはなむけす、□過ていとあやしく、しほ海のほとりにてあざれあへる、廿五日、守の館より呼にきたれり、いきて日ひと日夜ひと夜とかく遊ぶ樣にて明にけり、廿七日、大津より浦戸をさして漕出、人々逐來て、鹿兒(カコ)の崎と云所にこれかれ酒なぞ持て來、□におり居て、わかれがたきことをいふ、漕くりははやくくいなんさて、滿ぬ風も吹ぬべしとさわげば、船にのりこなむ浦戸にとまる。○按に、土佐日記

浦戸にとまる、藤原言實□□□こと人々逐來り云々、

浦戸より漕出て大湊をおふ

とある、浦戸は今の浦戸村の泊所に非ず、此江灣は□世の地□ありし所なれば、□□多し、大湊址は二所に兩出せしむ。

建武三年、堅田小三郎經貞軍忠狀云、正月七日、浦戸、三宮誅罰、守護目代井竹田若黨、長岡次郎太郎令分取切捨云々。（津野孫次郎宗時加判あり）○人類學會雜誌云、大津の邊塚穴多し、第一、住吉塚穴、住吉山の南麓にありて、積土其口を埋め、山下より之を望めば唯大扁石の橫列するを見るのみ、穴内甚だ廣くして、席八枚を敷くを得べし、高さは凡七八尺也、第二、介良北山塚穴、介良村字茶園山の南麓にありて、荊棘四面を埋め、窟口狹小人を容れず、第三、妙見村塚穴、妙見山の南麓にありて、前の二者に比すれば規模稍大にして、匍匐して入れば疊九疊餘を敷くを得べく、高さは常人の身幹を二倍せる程なり、第四、大津村六郎山塚穴、入口は南に面して席六疊を敷き、常人直立、兩手を伸ばして步行するを得るなり。

江村郷（エムラ）

和名抄、長岡郡江村郷、訓衣牟良。○今岡豐(チカウ)村等の西南の地なるべし、大字江村存し、常通寺、中島、吉田等之に屬せるごとし、國分川と山田川の間にして、宗部郷と篠原郷の中に介在す。

吉田（ヨシダ）　今岡豐村の大字なり、後免町の西北十餘町。○南路志云、長宗我部千熊丸は一條殿口入にて、本領へ歸り岡豐に居る、永正十五戊寅の春、十五歲にて元服して信濃守國親と名乘りける、爰に吉田の領主吉田備中守周孝とて、足利尊氏の時より累世長岡郡拾四ヶ村を領し、吉田岡豐はその間一里にも足らざれば、國親常に音信をなし、援を求めて習学を國□の□□にぞなしにけり。

宗部郷（ソカベ）

和名抄、長岡郡宗部郷、訓曾加倍。○今岡豐村、長岡村、國府村等の地是なり、中世香美郡宗部(ソカベ)に對し、長曾我部と稱す、國府此に在りき、江村大曾二郷の北に接す。

長曾我部（チヤウソカベ）　香美郡の宗我郷と同く、宗我部と稱せる一部

民の住止地なりけん、長曾我部系圖に據れば、細川氏の臣にして、實名を傳へずと曰ふ、其實詳ならず、南北朝の頃に長曾我部新左衛門(信能)あり、香曾我部孫四郎と共に足利尊氏に屬し、其家を興す、文明中文兼あり、一條前關白教房を本州に迎へ、國司に推す、其曾孫兼序(宮内少輔)山田氏に殺さる、其子國親幡多に逃る、後岡豐城に歸り家を繼ぎ、勢威稍張る、永祿三年死す、元親は其子也。

比江(ヒエ)

又日吉に作る、日吉山王社あれば此名あり。安永中土佐君紀行云、比江といふ處に着侍る、旅宿の庭に山吹のさける、をりしも蛙の聲をきゝて、

山吹の花もはえあるタまぐれ折しる聲に蛙なくなり、

こよひはこゝに宿りける、この所はいにしへ紀の貫之この國の任に下りし時の官府の跡なり、近きあたり東のかたに、貫之の月見の松とてあり、けふも彌生の五日なれば、松の木の間に立見むこともあらぬが、本意なくてこそ。

國府址(コフ)　(中府)

今國府村大字比江に在り、和名抄、土佐國府、在長岡郡、行程上三十日、下十八日、延喜式、土佐國中遠國、管七郡、海路二十五日。○土佐遺語云、日吉(ヒエ)村(一作比江)亦名國府、村之東端、地名府中(フチウ)、其田間礎石多矣、今只存其一、長八尺許、廣碎割之餘、三長之二、受檀圓池、徑二尺五寸、受檀深、圓穴徑五寸、蓋府廳遺礎也。土佐國考云、比江、國分、八幡三村是宗部也、中葉宗氏居宗部總轄岡城、以長岡郡宗部、稱長曾我部氏、國分村國分寺在焉、比江村古國府也、村後山有日吉社、故爲名、天正年中、宗氏燬壞傾、頗當村、作衛府中(ヱフナカ)、村南有國廳、地主四段許、古丸小片田乳田底、土人謂其田字於府中(コフ)、東國府屋敷、西惣社、(近世遷國分寺境内)北有名内暴等跡、村長桐道仙屋敷、有大礎石、受柱圓穴、亘二尺五寸、深三寸、於其中間又穿小穴、亘五寸深三寸、此處亦見片田、蓋非近代物、往年里人堀得市蓋本複此云。○南路志云、春本筆記曰、官府の實廟は方二町餘に礎あり、同東一町餘に御門前と云あり、南の方三町計に寶塔寺の跡、公(タダ)屋敷といふあり、東の方四町はかりに觀月松あり、北に日吉山あり、石淸川一名國分川、北より出で、府跡の東南を過り西に流れ海に入る、石淸川をせき水を曳て田地に掛るを、國分溝といふ。長德寺所藏文書云

土佐國地頭御家人等安堵事、國司之處、爲國司早可被書下、但於本所進止下職者、不可及其沙汰之旨、天氣所也、以此旨可被申入候、仍執達如件

元弘三年八月廿五日　左少辨　宣明

前右兵衛督殿

寶塔寺址(ハウタフ)土佐國考云、日吉村、府中東、寶塔寺今廢、有地名、延喜式曰、國分寺料一万束、文殊會料一千束、修理安[illegible]寶塔料五千束。○南路志云、長岡國府の寶塔寺跡は、南の田中に小き森あり、里俗是を高野堂といふ、又其西に公屋敷のあとゝいふあり、貫之觀月松、石淸川の東の岡野地村の内にあり、此所の地名を月の木といふ、其西北を松の表といふ、是官府より、見る所によりて名付しなり、中秋の頃此松の梢より出るを見て、詠じ玉ふと云傳ふ、近年古松枯けるを、里俗其跡を失はじとて、植續ける。

道泉(メッセン)寺址○日吉村の里に道仙屋敷と云者、道是なり、續紀、天平寶字八年、土左國道原(原道泉之誤)寺僧、專住、讒誘官網、無所拘忌、配伊豆島。

國分寺(コクブ)　(國分川)

今國府村の大字國分に在り、國分川は北方猿(カメ)岩(イハ)、上倉(アゾクラ)の山中に發し、寺の傍を過ぎ、西南流大津に至り、山田川を併せ、舟入川と稱す、或は布師(ヌノシ)田川と曰ふ。○國分寺、今存する者は天平創建の僧院にして、摩尼山寶誠院と曰ふ、眞言宗を奉ず、寬永十年、山内侯再興せられ、寬文九年、國府惣社を寺域中に移す

南路志云、國府惣社の鰐口、

「土州惣社大明神、大願主[illegible]、[illegible]元年八月」

又國府尼寺の跡、今詳ならず、篠原毛抜坂折山の邊に、鐘撞跡とて大なる礎石殘れり、其所にや、國分寺に尼院置の事は、古史格式に明白なるが、土佐日記にも常國[illegible]傳のありし由見ゆ。

岡豐(オカウ)　(岡豐)

今村名に存せず、舊長岡國府の略稱、國府の岡(オカフ)にや、長曾我部氏之に居り、岡豐城の名起る、今岡豐(トヨオカ)村大字八幡に遺墟を存す、國分寺の西に在り、豐岡神鎭座す、故に豐岡とも云ふ。

(岡豐城址)

南路志云、豐岡城古より長曾我部氏代々之に居る、中世兵部少輔文兼、其子[illegible]、其子元門、其子を雄[illegible]兼序と曰ふ、其子信濃守國親、其子土佐守元親、等なり、古城傳承記曰、應仁元年、細川山名[illegible]を結び、戰擾晝夜を分たず、年經てやまざりしかば、公家一身を置きがたく、諸道を求め邊土遠國に消す、中にも一條前太閤兼良は奈良の衙部に御身をかくして、御[illegible]子前關白教房公は引別れ攝州兵庫の浦に旅寢給、長宗我部文兼、此由を聞き御迎船を參らせ、文明十年戊戌、彼浦より御船に召され、土州中村に着御、夫より文兼國城岡豐に移り、一の郭を獻じて御所と定め、頭〻崇め奉る、此所に兩年を送り給ふ、國中の領主參向して、恰悅を述ぶ、國豐是より繁花の地と成にける、長宗我部系圖曰、兼序之時、土佐半國悉同、攻岡豐城、長宗我部陣坂折山、據揚近邊、依八幡神護、得勝利、其子國世、稱信濃守、更名覺世、號瑞應、東至和食、西限一宮、南至蒜浦、北限御靈瀧、取永瀨、將而且死時、遺言元親曰、不供木山所死者、爲我供、汝可藏也、諸士傳聞曰、國親(南海治亂記作元家、四國軍記元國)小字千王丸、僅に六歲、吉良、大平、本山等兵を起し來り、豐岡城を攻め、遂く居を壞す、世臣近藤某

（蓮如寺）

孤を竹皮籠に匿し、幡多郡中村に行き、國司一條房家に依託す、房家憫みて能く撫育し、舊領三千貫の食邑を復せしめ、元服を加へ名を國親と稱し、宮内少輔と敗む、還りて豐岡城に入る、天文二十四年兵を起し山田城を攻め、其城を抜くと云々。南路志又云、永祿三年、國親吉良茂辰と長濱合戰の後、幾もなく死す、即千歳山叢序寺の菩提所に葬り、新に一字を立て瑞應寺と曰ふ（叢序、一書元秀に作る、然れども兼房を以て正と爲す）按に岡豐八幡宮は鎌倉家人の所創なるべし、佐伯經貞建武三年の軍忠狀に、八幡山東坂本に馳向ふとあるは此地歟、又延喜式、長岡郡豐岡上天神社は、土佐式社考に豐岡城址の西尾に在り、豐岡姫を祭る、此上社の西、蓮如寺の小野に、同式、小野神社あり、又豐岡大明神と曰ふ、○地學雜誌云、鏡石と云者四國所々に在り、管石より岡豐を經て高知に至る途中、蓮如寺（今大字小蓮）の者は其異例なり、是等は皆地辷りの爲め、岩石相摩して終に鏡に似たる面を呈出せしものなり、而して其面大抵皆平行して、一定の方向に沿ひて地辷りの現象ありしものゝ如し。又云、岡豐山（方言オコー山）なる長宗我部氏の古城趾の地上には、砂岩の露出あり、長さ凡四尺高三尺許、其面平滑にして磨するが如く、之に對すれば明に物体を映ず、俗に之を元親の姿見石といふ、地盤運動の爲めに、岩層の摩擦より生せしものにして、地學上甚尋常なる現象に屬す、然るに好奇の士此地に遊ぶもの、往々鐵槌等を以て石面を撃ち、或は其破片を碎きて持ち去るものあり、爲に現今は其面昔程に光澤なしと云ふ。○人類學會雜誌云、蓮如寺の鏡岩と字する地に塚穴あり、長五間巾六尺高七尺、其室内の大なること比類なし、蓮如寺の北大字笠之川にも古墳あれど、今破壞せざる者四個所のこれり。

毘沙門瀧 岡豐村の西北、大字瀧本に在り。南路志云、毘沙門堂の寺字、何の頃に退轉するとを知らず、[illegible]に「瀧本は外からみれば小寺なり、いりくて見れば名所大寺」とうたふは是也、堂の後に瀧あり、高十七間幅三間許、水常に多く、巖石にたぎりて落るありさま、さながら白布をさらせるが如、見事なると云はかりなし、

[illegible]元[illegible]公此瀧を見給ひ、瀧納涼と云事を題にして、詠めと仰ありければ、[illegible]川新左衛門[illegible]長

瀧の糸いさ結ばんと立よれば空さへさえて雪ぞ降ける。

又云、蜂川[illegible]長の屋址は、蓮如寺に在りて、道場屋敷と曰ふ、道[illegible]入道の勸請せる菅原道眞[illegible]あり、北野天神と稱す。

廿枝 今長岡村に改む、岡豐村の東南にして、國府の南に接す、長宗我部氏天正十六年地檢帳に「土州長岡郡廿枝郷、號府中國分」と題せる者あり、南路志に見ゆ、按に此廿枝郷は和名抄宗部郷の後稱にして、廿枝氏と相同む所あるごとし、往昔廿枝地と同へるにあらずや

（久禮田）（植野）

殖田郷 和名抄、長岡郡殖田郷、訓字闕。○今久禮田村及び新改村是なり、大字植田は久禮田に屬す、宗部郷の東、山田郷（安藝郡）の西なり、植野を界所と爲す、高知市を距ること三里半。○土佐式社考云、殖田神社（延喜式）在殖田村、今號高[illegible]神、天正地檢帳、稱貫茂社、又號一宮同神、又按、殖田社後山、[illegible]有一社、今亡、三代實錄、貞觀八年、殖田上神者、蓋此歟。

（瓶岩）

領石 今久禮田村の大字とす、中生紀の植物化石を産出するを以て、近時學者の往問する所なり、白堊下部の植物化石層にして、近傍諸所に散布す、土俗領石の松實と云ふは、シダリスの刺の化したる者とぞ、此地又[illegible]石多し。○高知市より岡豐村を經て、領石植野に至り、瓶岩村にて分水嶺を踰え、本山谷（阿波吉野川水源）を横絕するは、川之江（伊豫）に通する國道なりと知るべし。○上倉村は瓶岩村の西に接し、國府川の水源なり、大字八京の萩之谷に植物化石を産出す、地學者の謂ゆる領石層の屬なり。○新改村瓶岩村などを、舊は蒲木山郷とも稱せり、北は穴内川の水源なる天坪村と相交錯す。

（蒲木山）

本山

本山 土佐國は北嶺陸（四國中帶山脈の北）に一大山谷あり、即吉野川の上流にして、東西二十里、南北廣部七里、狹部二里許、空山絕壑、曠遠の境なり、本來僻阻の地なれば人煙稀少にして、和名抄に郷名を缺く、然れども瀬戸内方面より土佐に赴くは、此山谷を横絕するを捷路とするを以て、延暦十六年山路を開き、吾橋丹川の二驛を置き、伊豫宇摩郡山背驛に連絡せしむ、後長岡郡の屬境とす、然れど曠遠の山谷なれば、其西部を土佐郡に分隷せしめ、今其七村は長岡、四村は土佐に管治す。

土佐路の事、その初には伊豫より入り、後阿波より入る者と二道ありしが、延暦十六年に舊二道廢せらる、其阿波より通するは、今の海部路ならん、伊豫より通せるは十一驛を經過したりと曰ふ、蓋伊豫越智國府より道後に出て、仁淀川の水源に攀ぢて、更に水に添ふて降れるならん、迂遠極まれるを見る、續紀、養老二年、土佐國言、公私使直指土左、而其道經伊與國、行程迂遠、山谷險難、但阿波國境土相接、往還甚易、請就此以爲通路、許之、又日本後紀、延暦十六年、廢阿波國驛家□、伊豫國驛家十一、土佐國驛家十二、新置土佐吾椅丹川二驛とあり、此に土佐驛十二は、伊豫阿波二路の合數なりと知るべ

し、

吉野川（ヨシノ）　源を瓶ヶ森（本川村大字寺川）に發し、東流本川（セトカハ）とも曰ふ、十里にして瀬戸（今大川村大字）に至り、南東に折れ二里、地藏寺川を容れ、東流に復し、本山土居を過ぎ、立川穴内川を容れ、豐永郷に入るや漸く北に偏き、遂に阿波に入る、水源より州界に至る凡十八里、舟を通ぜずと雖、筏を流下するを得、阿波に入り更に東流三十里にして海に歸す。

本山土居（モトヤマドヰ）　今西本山村と云ふ、本山谷の中心に居る、高知市の北九里、後免町の北七里、古の吾橋（アカハシ）郷なり、中世豪族本山氏之に據り、本山土居の名起る、往時は白我（シラカ）土居河割村なさゝも曰へり。

南路志云、本山氏平姓（一作源、或作小野、皆非、吾川郡芳原若一王子、及高岡郡蓮池西宮、有明證焉）祖先往昔未詳、世居長岡郡本山、住於土居村、故氏本山、至梅溪亡、梅溪時漸長大、併合土佐郡吾川郡及高岡郡少許、徙住于土佐郡朝倉城、尾立村宗安寺所藏牌主云、梅虹院前豐州太守梅溪宗春居士、天文廿四年二月三日、世壽四十八歳而卒、又有茂宗、本山氏有清茂、茂辰、貞辰、茂宗、政貞等、不知其世也、諸書多有山中拒戰之言、或清茂為梅溪、茂辰為式少、今以時序考之、無近是焉、朝倉之亡當在永祿之初、本山之滅當在永祿十一年冬、又吉城記曰、本山茂宗入道、其先出自、吾川土佐二郡を打從へ、猛威を振ふ處るに長宗我部將監兼序が、細川殿の御代官の權勢なりける間を見て、既に合戦に及びし時、廿餘日息をもつかず戰ふに、城兵俄に無き落去す、兼序の一子は千王丸とて年六歳に成りけるが、幡多中村へ落行ける、一條殿は千王丸を不便に思召、御側に寄せられ、十三歳の時房家公より長宗我部千王丸か本領三千貫を、吉良、本山、大平にはかり、御扱ありければ、永正十三年、千王丸岡豐の古城へ歸る。○諸士傳略云、長宗我部元親、永祿五年兵を起し、長濱等本山の所部十三寨を拔く、梅溪父子は僅に朝倉一城を保つ、元親之に逼る、父子城を棄てゝ去り、梅溪及式部少輔相繼いで歿す、其の子親興兄弟瓜生野を保つ、其の母は元親の姉たり、遂に和平を致し、其の邑長岡、土佐、吾川三郡を復す。○山崎闇齋歸全山記云、土佐國長岡郡本山者、國主宗室野中良繼采地也、其南北山間有小淵、有小山焉、北方連北山、西南東方川水周流、土色潤澤、草木茂盛、不可爲通路、不可爲城郭、不可爲耕地、非貴勢所奪、非耕者所及也、慶安四年、良繼丁母秋田夫人憂、擇其宅兆、得此地矣、葬事悉用文公家禮也。

吾橋（アカハシ）　古郷名なり、日本後紀、延暦十六年の條に見ゆ、（本山今西本山）即今の本山土居の地なり、南方國見峠を越え、穴内川の水源を渉り、懐存峠を越え、長岡國府の頭驛に達せしなり、延喜式には土佐國驛馬、頭驛、吾橋、丹治川、各五疋と錄す、五は吾の誤なり、頭驛は國府々頭の驛の義なるべし、長德寺古文書、建長元年、守護所下知狀に「吾橋山長得寺」と錄す、

長德寺（チヤウトク）　本山土居に在り、或は長得寺に作る、古文書所藏多し、土州屈指の古刹なり、

吾橋山長得寺、若王子御寶前、奉寄進□□□□事、河内荒田五段（字南□□）右爲當寺僧侶勝學之法然、開件荒野田、以從用途、且加修理、且可令勤行、聖朝國土將軍家御祈禱之狀、如件

寶仁二年十一月日　　守護代左衛門尉（花押）

又正安二年書に「下司分早以僧宣賀、爲土佐河副村、長得寺院主職事」云々ともあり。

白髮山（シラカ）　今西本山村の北、吉野村の東なる山林を云ふ、或は白我に作る、標高千四百七十米、伊予國宇摩郡寒子樹山川の山谷に界る、古へは白我庄の名あり、本山郷の前號ならん、長德寺寶治二年文書曰、僧宣賀、謹與吾橋白我庄、並十二所社、長日仁王講供僧職等、本山大女房（この本山大女房は本山氏の婦人なり）

（白我）

南路志云、吉野川は國中の大河也、阿州流へる、元和八年御奉行野中玄蕃御仕置を以て、白髮山にて材木を切出し、此吉野川へ流し、阿州より大坂へのぼせける、此川を材木流す初也、其後元祿年中にも、白髮山村木御流しありとぞ。○按に瀧山物語に見ゆる瀧山も、白髮山の中ならん、北山は今西本山村の大字に存し、汗見寺家等は合同して吉野村と改む、物語云、

（北山）

北山（キタヤマ）の庄屋高石左馬と云ふ者、土居（ドヰ）より東方十五六町下津野村に住し、元は此は北山の内にて給田八十石を得て居けるが、北山五百石を押領し、家來を百姓にする、數年心の儘に所務せしが、山内刑部は本山千石を賜ふに依て、上納金僅俱、左馬助生得剛勢なる者にて、累年作り取の心を不忘、吾物を取る樣に覺へ、刑部の命に不服に依て、家一軒より一人あて人質を捕り、男女三十三人浦戸の牢屋に入れ置き、猶上納を促す、然れども不拂、北山の内瀧山とて、土居より東北二里程に深鬱の高山あり、彼山の南裏八合に横十二三間幅四間程天然の嶮固有、左馬助兄弟右の嶮へ城を構へ、近邊の在家へ押入り、兵糧財寶を奪ひ取り、汗見川、大川内兩村の百姓共へ下知して、汗見川一村の者は寺家村の川原、汗見の十倉山へ取出、大川内一村の者は中島村へ出張り、其人足者共は戰場の玉藥を込む可しと、それぞれ手配して討手の來るを待掛けたり、山内家より人數差向け、瀧山東の手鉢の窪と云高山へ取乘り、大筒に小玉數々込め岩屋へ雨の如く打掛くれば、左馬助も五日が間は保ちけれど、此大筒に肝を消し、其上後ろに取さかれなば、可遁やうなしと思ひ、

露顯れに難を傳へ、讃州へ落行きしなり。

汗見 吉野川の北岸なる村名にて、又澗名なり、今吉野村と改む、汗見の稱は、長德寺文書に見ゆ、
吾橋河副山內、西汗見名地、近年者號北泉山之由、地頭代雖違亂、於今者任理運、被付河副山了、此上者於長德寺領、不可有相違之狀、如件
建武二年十一月十八日　沙彌（花押）

瓜生野 汗見川の源にて、今吉野村の大字なり。南路志云、永祿五年、本山入道土居を退、大川打渡、不移時刻、瓜生野へ取詰る、將監は瓜生野の谷口に要害を構へしを、七年のゝち元親此要害を蹈崩し、瓜生野へ攻入られ、將監も叶樣無之、依之終に降參。

國見峠 本山土居の南、二里なる山嶺なり、峠を越え穴內川の水源を涉り、二里にして又椎若峠あり、椎若は瓶岩村に屬し、國府の北二里に當る　○南路志云、本山と申は土佐國中に於て一の要害處さ所なり、山重り峯高く、峰の腹に足をそばたつる斗りの細道あり、西に梶山、東に國見峠とて、二の山道あり、中にも國見峠は雲半腹を廻りて、國中一瞬に見る高山なり、本山の境內に入ては田畠あり村あり、聞ゆる大川流れて材木多し、幾千年籠城すとも盡なし、元親年々之に攻めよすれど、每度利なし、永祿七年四月七日、茂辰は本山の城を明て瓜生野にて籠られける、西豐等經て押寄云々。（按に永祿七年とあるは誤なし、異本元親記に本山と弓矢十二年にして歸降すと見えて、則元龜二年に當れり）

丹川（川立） 今立川に作る、東本山村の大字にして、國道之に係る、昔は吾橋より大川に添ふて下ること二里、北に折れ溪間二里にして本驛に達せり、今は植野驛より甫木山を越え、穴內川に添ふて下り、杉驛より本驛に達す。日本後紀には丹川に作れど、延喜式には丹治川に作る、丹治川より三傍示山の西嶺を踰え、豫州山背驛（今新立村大字馬立）に至る三里。

三傍示山 立川驛の東北に聳ゆ、土州と阿豫三國の交界に當る、故に傍示の目あり、山の東麓は阿州山城谷とす。山陰にいとおもしろき瀧あり、花の梢を落くるありさま、絹にかけるが如し、
　山たかみ岩つたひて咲花のこつゑをあらふ瀧のしらなみ、
それよりまたさかしき山を幾南か越て、立川といへるところに着て宿りぬ。（安永年中土佐君紀行）

穴內川 國見峠の西南麓に發し、其流繁之藤戸手野に至り、北流し吉野川に入る、長凡十里、屈折多し、天坪村、杉村等此水域に在り、杉村は植野驛の北五里、立川驛の南三里、今立川と同じく東本山村に屬す。

豐永（生粟） 東本山村の東を豐永鄕と曰ふ、今東西の二村に分る、祖谷（阿州）粟生の山村と腹背を成す、吉野川此に至り北に轉じ、山城谷に向ふ、其間に大畐險の險あり。豐永は黑石、中屋、寺內（西豐永村）粟生、太平（東豐永村）などを首部とす、黑石は本山土居の東四里、太平は更に東一里に在り、豐永鄕は往時小笠原氏の所領とぞ、小笠原は阿波三好氏の族類なるべし。
南路志云、豐永鄕粟生定福寺鐘口銘曰「土佐國長岡郡粟生村定福寺敬白、明德二年辛丑十二月、大願主源賴忠」、又大平天王社棟札曰「天文四年十二月、檀那源朝臣資貞」、又中屋八見社棟札曰「天文十九年十二月、小笠原盛貞」又寺內尊樂寺鐘勸進帳曰「天文廿四年五月敬白、小笠原筑後守道資、小笠原道實、小笠原松壽丸、豐永內藏介茂政」などありて、粟生には土居あり、即古城とす、古城記に云ふ小笠原備中守豐永といふ人、外に所見なし、何によりていふにや、又豐永の鄕名、此備中守が實名によりて鄕名になれりと世人言へり、是あやまりなるべし、豐永の氏は上に出せる天文廿四年の勸進帳に、小笠原氏豐永氏別に見えたれば、別氏なる事勿論也、然れば豐永は本よりの地名にて、備中守が實名より出たるにはあらざるべし。

（以上今長岡郡）

森 本山土居の西、田井村の西を森村と云ふ、即地藏寺川の谷なり。南路志云、江州鏡山の城主森某、牢人して阿州三好郡に來り、近江守孝賴と曰ふ、其子若狹賴繼三千貫の領主と爲る、賴繼の弟賴實は土州に來り、山本某（本山なるべし）に寄寓し、長磯村の地を切取、二千貫の領主と爲る、天正八年死し、鏡峰寺に葬る、長磯土居に在り云々不審。○人類學會雜志云、森村の土居山大谷塚現祠に、古銅鐸あり、高二尺四寸口徑七寸上部缺損す、

地藏寺 今村名と爲る、舊森鄕の域內にて、梶山峠の北麓に在り、高知市より土佐山を踰え、地藏寺驛に至る六里、地藏寺驛より本山土居まで三里とす、地藏寺川は雪光山より發し、東北流四里、田井村に至り吉野川へ入る。

本川 舊鄕名なり、今大川村、本川村の二と爲る、森村の西、吉野川上流の總號なり、船戸は其東端に當る、船戸（今大川村）より大平（今大川村）まで二里半、太平より戶中（本川村）まで二里、戶中より寺川（本川村）まで三里、瓶箇森石土山は寺川の西に聳ゆ。

瓶箇森山（川寺） 本川村大字寺川の西北にあり、石土山の東嶺にして、吉野川の源とす、（一圖に手箱山標高一九六〇米とあるも、此瓶箇森と矢筈山の間なる一峰とす）寺川より二里にして瓶箇森に至る、其西南二里に導師森あり、吾川郡池川村の北に當る、石土山は更に其西北に突起し、伊豫新居郡に屬す。○愛媛面影に、延喜式長岡郡石土神社は石土山の東方に鎭坐するやの如くに記せど、石土神は十市村に在りと云へば、此石

土山の邊にはあらずして、十數里を隔てたる海濱とす。地學雜志云、寺川の白猪谷より、石土山に達する一帶の地、植物化石層あり、是は第三紀に當り、水中より忽然隆起したるに依り、其水濱に生長せる植物、白楊柳及び齒などの化成せる也、中にも柳最多し、其蕃殖の狀を想ふに足る。

矢筈（ヤハズ）山　寺川の南嶺にして、吾川郡安居銅山の北にあたる峻峰とす。○地學雜志云、伊豫土佐の北部の境界線たる分水嶺は、吉野川上流の北界を成せる千米以上の高山にして、野地越の如き桑瀬越の如き白猪越の如き、何れも千二百乃至千四百米あり、高峯は或は一千八九百米に至るあり、而して吉野川の水源に至れば、南北に走る一帶の嶺ありて、仁淀川の水源との分水界を成せり、其南北に吉野川縱谷の北を走るものは、結晶片岩にして略ぼ走向に並行するも、西して石槌山に近づくに及びては、岩質一變して多く結晶片岩の片塊を含める礫岩を嶺頭に見る、白猪越即ち是なり、此高嶺より西と西南に連りて、分水界となれる山上には、同一の岩石多し、其最秀抜なるものは安居銅山の北に聳ゆる矢筈手箱（テバコ）の兩峰にして、一千九百米に近からんとす、此の如き高峯の頂上も、塊岩砂岩より成り、第三紀の海成層たる證跡歴然たり、此兩峯は日本第三紀層の最高峰の一ならん。

（以上今土佐郡）

(手箱山)

土佐郡

土佐（トサ）郡　長岡郡の西、吾川郡の東北の地なり、浦戸灣其南東隅に直接し、鏡（カヾミ）川郡内の溪澗を湊集して之に注ぐ、高知市は其江灣の邊に在りて、一州の都會たり、今高知市の外十五村に分ち、嶺北本山谷の四村を兼管す、市部人口三万、郡部人口四万七千、郡衙は市中に置かる。

土佐郡、和名抄五鄕に分ち、寛永中、地檢高二万石、享保改一万八千石とす。○續紀、神護景雲二年、土佐國土佐郡人、神依田公名代等卅一人、賜姓賀茂、按に賀茂氏は大和葛城を本據とし、都佐國造即是なり、舊事紀に據れば、成務帝の朝に小立足尼（三島溝杭命九世孫とす、即大國主事代主の裔也）を都佐國造と爲す、雄略帝の朝に葛城一言主神を郡佐に移す、蓋一言主亦賀茂氏の祖神なれば、其以ありと謂ふべし。土佐幽考に、上古唯安藝土佐吾川幡多四郡耳、續日本紀、寶龜九年、土佐國言、去年七月、風雨大切、四郡百姓、産業損傷、此其證也、寶龜以來、延喜以前、割土佐、建長岡及香美也、云々と、幽考の説に據れば、土佐、長岡、香美は寶龜中一郡にして、都佐國造の當時には安藝郡も其領域なるべしと想はる。

送人之土佐　　宇野明霞

不問行程遠、其如舟楫難、地偏山似塞、水激海爲瀾、
極目南天盡、思家北斗寒、到來花已落、杜宇叫雲端、

土佐（トサ）鄕　和名抄、土佐郡土佐鄕。○今布師田（ヌノシダ）村是なり、南東は國府川を隔て、長岡郡、大倚江村の二鄕に對し、西は一宮（イツクウ）村に至る。一宮に高賀茂大社在り、古風土記に「土左郡郡家、西去四里、有土左高賀茂大社」とあるに據れば、此地即當時の郡家たるを知る、古道四里は今の廿四町許とす。

葛木（カツラギ）神社　今布師田村に在り、延喜式、土佐郡葛木男神葛木咩神二座を錄す、是なり。土佐式社考云、布師田、有高結社、蓋比賣、姓氏錄、葛木直、高魂命五世孫、劍根命之後也、高結即高魂也、高結社南田中有、葛木咩社。○按に、天孫本紀物部系圖に「天忍男命、娶葛木土神劍根女、賀奈良知姫爲妻、生瀛津世襲命」とあり、此天忍男命即葛木男神にて、賀奈良知姫は其咩神とす、香美郡の金地にも、葛木咩神を祭れり。

布師田（ヌノシダ）　今布師田村と云ふ、國府川其南を過ぐれば、一名布師田川と曰ふ、浦戸灣の潮汐此邊まで干滿す、往時は其江灣の一部なりしとぞ。○南路志云、石谷民部少輔源重信とて、布師田金山城主あり、細川の末流なり、一宮高鴨大明神の神職に備り、三千石の領主なり、國親（チカタ）と其間僅に一里にたらざれば、國親の武勇には敵しがたくおもふ所に、大津下田を責亡し、諸將なびき順ふと聞えければ、七十五人の神職をすゝめ、一同に國親の幕下になりける、又云、布師田は一宮社職、石谷執行宗朴の居城也。

神戸（カムベ）鄕　和名抄、土佐郡神戸鄕。○今一宮（イツクウ）村、秦（ハダ）村是なり、土佐鄕の西、高坂鄕の東とす、新抄格勅符に「天平神護元年、土左地廿戸、奉充高鴨神」とありて、都佐坐大神の在所とす。

都佐（トサ）神社　又高鴨神と曰ふ、即大和國葛木一言主神に同し、今國幣中社に列し、祠宇は元龜中長曾我部元親の再修する所にして、樓門は山内忠義造進、（寛永八年）鳥居は山内豐雍造進す。南路志云、源平盛衰記に見ゆる土佐國高賀茂鄕は、即一宮村なり、別當百々山善樂寺觀音院と神宮寺無量院の二坊あり、此神社は永祿六年兵亂に燒失したる事あり、其諸宇は三所若宮五十八所、稻女七所王子、天神社、酒殿、東社、辨財天、津島社、御崎社、大宮、仁王堂、講讀堂、鐘樓寶藏、國司屋、幣屋、天上屋、籠所、三重塔、井屋、東西垣三鳥居などとぞ、寶藏の鐘若經には「應永十七年丙寅、寄進、筆者禪樂寺住侶重論、久禮野之作也」と題す、御神體は八寶鏡とぞ、延喜式、土佐郡名神大社、都佐坐神社。

(高賀茂)

釋日本紀云、土左國風土記曰、土左郡家西去四里、有土左高賀茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一說曰、大穴六道尊子、味鉏高彥根尊、暦錄曰、雄畧天皇、獵于葛城山、忽有長人、面形似天皇、曰僕是一言主神也、遂與獵于遊田、或說云、時神與天皇相競、有不遜之言、天皇大瞋、奉移土左、神隨而降、神身已隱、以祝代之、初至賀茂(鴨部鄉)之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年、高賀茂朝臣田守等奏、奉迎鎭於葛城山東下、高宮岡上、其和魂者猶留彼國、于今祭祀、國記曰、雄畧天皇即位二年戊戌、奉移海部、論者曰夫神祇者、陰陽不測、與寂寥虛無、利用出入、民誠用之者也、雖有自然之聰明、蘊自然之威烈、而不得勝於天皇之威、而[illegible]質內貫之境、降魂邊鄙之邦、是所謂剛而柔弱、以[illegible]後正、[illegible]萬物而[illegible]、可不可以形論者也、而今女巫計利、假與宣託、頑俗淺陋、流敝不止、非鎭禍招福、更(疑有脫字)調氣和物之本意也、今正月十五日立例、百姓相聚行列齋於社下、五月下旬、中南前功造之事、六月上旬、首封戶[illegible]物、國司心向、自古成蹤」○天武紀、白鳳四年、土佐大神以神刀一口、進于天皇、朱雀元年、天皇御不豫、遣秦忌寸石勝、奉幣於土佐大神」續紀、天平寶字八年、法臣圓興、其弟中衞將監賀茂朝臣田守等言、昔大泊瀨天皇、獵于葛木山時、有老夫、每與天皇相逐爭獲、天皇怒之、流其人於土佐國、先祖所主之神、化成老夫、爰被放逐、(今撿前記不見此事)於是天皇乃遣田守迎之、令祀本處」○長寬勘文、天慶三年に、承平中の宿禱により、土佐神正一位を授けられたり、百練抄、元仁元年の條に、土佐國一宮大風神殿[illegible]倒云々と見ゆ。○按に一言主神配流の事は、續紀に前記不見此と注し、釋紀にも其論ありて疑はし。小川氏云、流罪の神を當國に祀る謂れ詳ならず、國造本紀に據れば都佐國造は長阿比古(ナガノアビコ)同祖とし、續後紀に「攝津國人長我孫、葛城事代主命八世孫」とあれば、成務朝に定められし時、早く其祖神一言主(事代主神とも又其弟高彥根とも)を祀れるならん、法臣圓興の奏言も虛造にあらずや。

一宮（イツクウ・イチノミヤ）　今村名と爲る、高知市の東北一里、土佐大神此に鎭坐す。○佐伯文書、建武三年三月十日、一宮、津野人々打出、對[illegible]往寨、致合戰之間、同十二日、堅田小三郞經貞[illegible]、當國御送軍着、同十六日、一宮合戰之時、切捨仕、抽軍忠、同廿一日、大高坂城發向」○南海治亂記云、谷忠兵衞と云は土州一の宮の神主也、武勇智謀ある者にて、謀りし事不當と云ことなし、先年元親土佐國を治、夫より四國を合んと思ひ立し時、元親の夢に敵に向ふて弓を射たるに、絃され矢柄碎けぬると夢見て、元親樣にかけ國學(チカフ)八幡宮一宮大明神へ立願し[illegible]請し給ふ、谷忠兵衞が曰く、御[illegible]造もなし、當[illegible]の吉兆なり、早く打立給ふ可しと、天正十三年、三箇國を捨て玉へと云へるも、此谷忠兵衞也。

薊野（アサウノ）(國淸寺)　今一宮村の大字なり、牛頭天王社あり、慶長五年、山内氏遠州掛川より入部の時、掛川より移したる者とて、慶安四年建立の三重塔存り、又國淸寺(コクセイ)あり、此寺講寶山見性院と號し、天台宗、山内氏の創建、開基日[illegible]和尚は掛川より隨從の僧にて、寺領一百三十石を給せられし僧坊なりき。

秦泉寺（シンゼンジ）([illegible])　今[illegible]村と改む村名なり、一宮村の西北に接す、其北は土佐山(トサヤマ)村に連る。○南路志云、秦泉寺は[illegible]と云在所にて、寺ありて淸い涌出しに因り、秦泉寺と名づけしも、今は寺を退轉す、此里の田園の間に大菅大明神陵と傳ふる者あり、天正地撿帳にもみささぎと錄せり、眞言宗の山王院[illegible]大寺あり、利東山と號し、本尊[illegible]如來也、或人の說に秦泉寺村の廣い水田は、昔時江湖にて、中津と稱し、長岡郡大津に對比したる處と曰へり。○人類學會[illegible]志云、秦泉寺には古[illegible]多かりしと云ふも、今は僅に數所の猶認識すべき者存す

阿波[illegible]古證抄(那西郡那伊須[illegible]現存記)に、乾元二年、土州秦泉寺の今熊野別當南照房[illegible]定眞とあるを見れば、秦泉寺と云ふも、元は〻[illegible]行道の仕房なりしを知る。○長元物語云、長岡郡は長宗我部殿御知行三千貫、是を郡の守護といふ、元親公長濱合戰以後、年月ほどふりて、同郡侍[illegible]秦泉寺掃部と取合出來したり、時に本山と彼に與し、合戰二ヶ年にして、秦泉寺竝に大高坂打負て切腹す、此の郡の城持、池、十市、下田、廣井其外、執行、西和田加樣の衆、たかさの侍[illegible]なれは、秦泉寺と長宗我部との取合、双方の勝負も難落也、見物して手を引て居る所に、秦泉寺負け、元親公御勝利有により、郡の侍不殘元親公へ相隨ひ、後に被官になる。○叙學史料云、谷重遠は長岡郡八幡村(今國豐の人、學術あり業を山崎闇齋に受く天和中移り土佐郡秦泉寺村に住す、元祿十五年[illegible]主[illegible]して食俸を[illegible]ふ、學[illegible]の[illegible]、平和の行、自ら人を服するに足る者あり、是を以て國人今に至るまで尊て秦山先生と稱し、學者を評すれは開首として之を數ふ」○秦山の北三谷(ミタニ)に[illegible]法寺千手院と號する寺[illegible]あり、寛文八年、山内忠豐市住す、又山内[illegible]房の[illegible]進あり、

七月十日あまり、雨やまず降つゝきて、國民の憂となりぬる事を[illegible]て、[illegible]へ此[illegible]祈[illegible]るとて、

此頃の雨にしほるゝ民草の[illegible]ゝ知らぬ日[illegible]ともがな、

高坂鄉（タカサカ）(江之口)　和名抄、土佐郡高坂郷。○今高知市、小高坂村、神田(ミカヅキ)村是なり、本郷の東にて、神戶郷の南なる江之口(エノクチ)村、下知(シタヂ)村等は高知市東側の地は郷名を缺く、往時江水侵入の所なれは也。土佐州郡志云、高坂郷、分東西二村、西曰小高坂、東曰大高坂、大高坂今城府也、慶長七年、[illegible]一豐公[illegible]江戶城於此地、號河中山(カウチヤマ)、寛永年中、[illegible]又改高智山(カウナ)、[illegible]志云、比島(ヒノマ)の北の本[illegible]は

(比島)

賓の字樣、山の形狀をなびる質に似たる故に、後々名付るなり、古人此島に、題せる[illegible]絶句あり、

「孤島碧江方里余、南中勝景眼中開、轉覺更留風光色、
終日倚欄猶未回」

吾宗村の興雲寺藥師堂の金口銘に、

「土州土佐郡大高坂郷小津村、實御前、小鰐口、于時文明六年甲午」

云々と見ゆ、小津は今高知城下の尾土にして、小津宮は城北江之口に存す、近世小津に陶器を造り、尾土燒と唱へ、一名盃と爲れり。

久萬

今初月村と改む、小高坂の北なる山村なり、久萬川は南流一里、東に折れ江之口村の北を繞り、舟入川に會す、長二里餘。○南路志に、久萬氏は源當遠の後裔と云ふも、詳ならず、安樂寺は此地の一古刹なり、慶長年中、毛利豐前守勝信(一作吉成)妻孥を率て此に寓止す、庚子の亂、西軍に党し、豐前國小倉城六万石を奪はれ、山内氏に附し禁錮せられし也、慶長十九年、大坂兵起る、勝信の子勝永(豐前守)孫勝家(式部)二人窃に身を脫し、竄走して大坂に入る、力戰功あり、豐臣氏の亡ぶるや、二人之に殉死す、世其貞烈を稱す、勝信及妻女等の墓久萬に存す。

安樂寺

寺内に菅公廟あり、太宰府より奉移すと稱す。○佐伯文書云、經貞申、六月十三日、押寄大高坂城致合戰、取向城於安樂寺之邊、兇徒等率大勢、同廿六日寄來云々、七月七日、自大高坂城、兇徒等寄開、於安樂寺西大手、致軍忠、同十二日、押寄大高坂一城戶、致散々合戰、八月十日、先守護代、河間左衞門次郎光綱、近藤大炊左衞門尉知國、大高坂松王丸、並遠江房以下兇徒等、寄來于安樂寺城之間、於南大手致散々合戰云々、建武三年八月日。

圓行寺

久万の北なる大字なり、その奈路と云地に、炭酸泉出づ、寛を以て浴槽に導き、熱を加へて湯浴に供す、高知市の北一里半。

小高坂

高知市の北に接する村なり、常通寺あり、此寺は賢法山悉地院と號し、寺祿百石、長岡郡安祥寺の遺跡を承け、天文三年、長曾我部國親の所建也、國親僧[illegible]に附與し、亡父菩提の爲めに、其法諡を取り、常通と改む、眞言宗を奉ず、(南路志)仁王門は久萬安樂寺の舊物を移したる也。

大高坂

今此名亡ぶ、高知市舊城の邊是なり、大高坂の山又城と號する者は、山内氏舊城の地に同じ、鏡川中分して之を繞る。○南路志云、佐伯杏仙所藏文書を以て考ふるに、大高坂城は南北朝の比、大高坂松王丸の居にして、官軍たりき、一書大高坂權守と云人の居と云ふ、土佐故事曰、長曾我部元親築城於大高坂山、自天正十五年、至十六年、而既成矣、亦此地土宅蒲戶等、爲洪水患故、十七年修補浦戶城、十九年復遷矣、土佐遺語曰、慶長中、一豐公始當修城塁、更名河中山、又按に御城築記曰、慶長十五年庚戌、度々南川登川等水出申にきて、再び五臺山の僧空鏡に地鎭被仰附、則高智山と附けたてまつる云々。○佐伯文書に據れば大高坂助宗は嘉曆中の人にて、

「土佐國立山社地頭僧太郎宣通申、當國御家人大高坂左衞門太郎助宗、並伊勢房隆秀等、押妨當社神田壹町在大高坂郷、抑留年々神用米田事、云々
嘉曆二年十二月十六日　越後守平朝臣(花押)
武藏守平朝臣(花押)」

「學田小三郎申、六月十三六日、押寄大高坂城、致合戰、取向於安樂寺、(中略)八月十日、先守護代河間右衞門次郎光綱、近藤大炊左衞門知國、大高坂松王丸並遠江房以下凶徒、寄來于安樂寺城云々」(建武三年八月)

「學田小三郎申、曆應二年十二月三日、參屬于大將軍御手、押寄大高坂城、於西大手、打[illegible]矢倉、責日夜合戰之處、廿八日西之城戶口責入、致散々合戰、此等之第、守護代高橋七郎兵衞入道被見知云々、又一通云、押寄大高坂城、於西大手、搦向矢倉、連日致軍忠之處、今月(三年正月)廿四日、爲後攻、凶徒花園宮、新田綿打入道殿、金津左近將監、土佐權守、近藤四郎左衞門尉以下寄來、陣取于潮江山云々」

「近日所々發向大高坂城也、津野、三宮、佐川人々相共、率一族等、可被防後攻凶徒之狀、如件
曆應二年十一月廿四日　權律師(細川定禪)
方田又三郎殿」

又同文書、曆應三年、大高坂迎[illegible]松王丸の名あり、最御崎寺へ、曆應四年「大高坂郷、寺岡名、大高坂左衞門太郎、同遠江房濫妨」を寄進の事、西寺文書に見ゆれば松王丸遠江房は其三年に、滅亡したる如し、土州官軍之より振はず、宮方は花園宮満良親王を奉し、足利方は律師定禪を推したる様なり。

高知

又高智に作る、今高知市と曰ふ、人口三万、浦戶灣の港首に當り、鏡川の末に踞る、山內氏治府と爲せるより、一州の大都と爲り、今に變易せず、縣廳を置かる。○高知は讃州高松を距る卅二里、豫州松山を距る三十里、浦戶を埠頭とす、江[illegible]三海里を隔つ。

高知城址

市の中央に在り、舊名大高坂城と云ふ、天正中、長曾我部元親之を興す、慶長五年、長曾我部氏西軍に應し勝利あらず、德川家康盛親(元親子)封二十二万三千石を奪ひ、之を山内對馬守一豐に與ふ、一豐(遠州掛川城主封六万石)移り此に治す、一豐の子忠義の時、全州檢田、凡二十四万石、明曆二年新田三万石を忠直(忠義次子)に分封し、幡多郡中村に居く、元祿二年、忠直の子豐明に至り除封せられ、其舊封は本宗に復せしむ、また忠直の弟一安幕府に仕へ、上總國武射郡小池の地を

領せしが、安永九年、本宗より土州幡田一万石を其舊孫豐信に附與す、幕末に當り藩主豐信賢名あり、退隱して容堂と曰ふ、明治維新の偉業を翼贊し、遂に版籍を奉還して王政復古の實を擧げたり。○南路志云、高智城、慶長六年秋初、縄張惣廻十六町、八年二郭普請、十六年三郭普請成る、初め河中山(カウチヤマ)と稱す、寛永中に及び高智を以て名字と爲す、城下唐人町は、長曾我部氏高麗陣の時、韓人三十人を召捕、居宅せしめられし也、慶州の士朴好仁は妻子ありて、其子を秋月長次郎と曰ふ云々。○大八洲遊記云、高知城、今爲公園、其東有春日藤並二社、藤並祀前藩祖一豐侯夫妻、及二世忠義侯、郭城、櫓樓、女墻依然、天守樓更名曰咸臨閣、凡四層。

高知縣廳(カウチ)　高知帶屋町に在り、土佐一州七郡(及一市)を管治す、人口六十万。

潮江(ウシホエ)　高知市の南、鏡川を隔つる地を云ふ、今一部は市部に入り、一部は獨立して潮江村と曰ふ、潮江天滿宮並に要法寺あり、要法寺は日蓮宗、貞享四年の立、山内氏の時百三十石の食祿を給附したり。○淵岳志云、潮江妙國寺は細川家の建てたる妙昌寺の別院也、此寺に正安元年但馬國眞樂寺、延德二年丹後國三宅長壽寺、延寶六年花洛所々寺などと有したる古鐘あり。潮江庄は建武二年西寺文書に、最御崎寺領とあり、興國元年宮方(吉野官軍)武家方此に合戰あり、宮方は花園宮滿王打向給ふ、佐伯小三郎經貞軍忠狀云、去年十二月三日、奉屬御手(細川定禪)押寄大高坂城、於西大手、搦向矢倉、連日致軍忠之處、今月廿四日致潮江城後攻、因徒花園宮、新田綿打入道殿、金澤左近將監、土佐權守、近藤四郎左衛門尉、和食源四郎、有井又三郎、河間左衛門二郎、佐河左衛門入道、度賀野又太郎入道、大野中村名主庄官以下凶徒等、寄來、陣取十市江山之間、廿五日、同御手、一度討々合戰、數十人誅伐之時、近藤四郎左衛門尉若黨、淺野孫九郎分取仕畢、此等次第吉良中務尉、佐竹一族彥三郎殿見知之上者、爲後證、可賜御證判候哉、以此旨可有之御披露候、恐惶謹言、曆應三年正月廿八日。○南山巡狩錄云、花園宮は、元弘日記、延元三年閏七月の條に見ゆ、是は滿良親王の御事にして、先帝の第七子、母は中納言宗親の女以子と申す、元亨三年誕生、建武延元の亂に一方の大將軍として、土佐國に下向し給ふ、十餘歲の若宮なり、興國元年、京師建仁寺に入り剃髮、無文元選禪師と改め、其後元國へ渡航し、諸方經歷の末、元中七年、遠州井伊谷に於て入寂し給ふ、御年六十八。○又鎭西宮の令旨あり、宮崎今詳ならず、是は懷良親王なるべしと云ふ、

土佐國富崎別符、下司職、爲軍功之賞、高野山堂衆可令配分知行者、

鎭西宮令旨如此、悉之以狀

延元二年六月十七日　　備後□□　(集古文書)

國澤(クニサハ)　今此名亡ぶ、潮江の別稱なり、西寺文書、曆應四年、大高坂潮江國澤名は最御崎寺寺領の由見ゆ、土佐遺語云、潮江要法寺地、即此國澤氏所居云、國澤氏姓秦、本氏系譜曰、國司之某、宅於潮、曾其嫡子於國之左右、一長曾我部一國澤也、南路志云、慶長六年、國澤の內大高坂山を城地に決定、同八年本丸成就に附、其名可被附とて、眞如寺在川和尚へ被仰附處、南北の川中城たるに依、河中(カウチ)と被名附云々、大高坂國澤は混同して一處の如くに呼びし事ありと見ゆ。

鴨部鄉(カモベ)　和名抄、土佐郡鴨部鄉。○今鴨田村(カモタ)、神田村なるべし、鴨田に大字鴨部存す、高坂鄉の西南に接す、東大寺要錄に、土佐郡鴨部本鄉五十戶、天平勝寶四年寺封に充てられし事見ゆ、又續日本紀所引の土佐國風土記に「[illegible]、神[illegible]降、神名已[illegible]、以[illegible]代之、[illegible]茂之境、後[illegible]北土」とある賀茂は[illegible]鴨部鄉にて、後今の一宮村に遷したる歟、南路志云、大利村(今鏡村大字)觀音堂鰐口銘曰「鴨部庄淨土寺、願主淨眞、長祿四年五月一日」。

六所宮(ロクショ)　鴨部に在り、所藏古經百餘巻、延文二年の跋あり、(南路志)蓋六所は總社の類にして、錄所の說なり、一說此宮即延喜式、土佐郡郡頭神社なりと。○土佐式社考云、郡頭當作鴨部、此社在鴨部村。

神祇志料云、郡頭はコホツと訓む歟、一說此神今鴨部にあり、郡頭恐らくは鴨部の誤也と云へり、されど信濃國郡戶莊あり、遠江郡邊神社あり、延喜兵部式に阿波郡頭驛、播磨物部神社、延久三年棟札に「郡頭正一位惣社大明神」などみえたれば、誤りとも定めかたし、又按、續日本紀、景雲二年、本郡の人神依田公名代等四十一人に賀茂姓を賜ふとみえ、姓氏錄、鴨部祝、賀茂朝臣同祖とあるに據らば、鴨部祝の祖神を祭れる社にやあらむ。

朝倉鄉(アサクラ)　和名抄、土佐郡朝倉鄉。○今朝倉村、宇治村是なり、鴨部鄉の西に接し、山嶺を以て吾川郡と相限る。土佐國考云、釋紀之所引、土左風土記・土左郡有朝倉鄉、々中有社、神名天津羽々神、或曰齊明天皇、幸于當國、作木丸行宮於此地寄留、是大非也、筑前名寄、所論甚明也、故不贅之、朝倉之名、彼是偶同、以引爲當國也。

朝倉神社(アサクラ)　朝倉村に在り、高知市の西一里、釋紀に筑紫朝倉社の條に、土左國風土記の逸文を載せたるより、此朝倉鄉を以て齊明天皇行幸の所と爲すは誤れり。○南路志云、此鴨部朝倉兩社舊記曰、當社者古老相傳、稱高賀茂大明神、門咲祖高彥根命也、而古風土記、所載神名、則古老所傳、不足爲證也、風土記曰、朝倉社神名天津羽々神、天石帆別命、今天石門別神子也、度會氏曰、天石帆別命、元字當爲法戈、天石門別神吾川郡安國玉主天

神也、此[illegible]、[illegible]天石門別命、[illegible]主天神子也、[illegible]、佐[illegible]、日本紀云、[illegible]、吉野[illegible]、大和國吉野郡大社、此[illegible]神也、[illegible]神社、阿波波神社、阿波波、天津羽々[illegible]、[illegible]王主命女、[illegible]王主命二子也、朝倉[illegible]村、而大和國高市郡有吉野大國栖御[illegible]社、有大[illegible]石門別御社、此亦[illegible]子、両國[illegible]如[illegible]、故に朝倉の天津羽々神は土佐なるべしと云ふ説[illegible]に可なり、社前に古[illegible]二所ありきと[illegible]へば、[illegible]古へ便宜もあらん、地學雜誌云、土州は所々に[illegible]岩あり、其朝倉村に在る者は、硅岩にして、其鏡面甚滑かなれば、其名近傍に高しと云ふ、同村字宮の奥に古[illegible]あり、其石[illegible]を[illegible]する材は、[illegible]天然の鏡面を呈し、高サ七尺四寸、幅八尺二寸に至るものあり、[illegible]古人鏡[illegible]のために、特に鏡石を求めしものなるべし。

(朝倉城址)

南路志云、朝倉神社の南なる岡上に、本山氏の古城址あり、本山氏の本山土居より出て、土佐郡を取りしは、天文比の事にして、永祿六年正月に至り、長宗我部元親に破られ、朝倉を退去す、初め本山左近茂宗、天文中本山を子式部茂辰に讓與して、其身は法体し梅慶と號す、即朝倉山市[illegible]が古城を改めて移りけり、是より吉良へは其間一里計なれば、ひそかに忍を入れて日々に其の謀をぞ廻ける、一日梅慶仁淀川へぞ押寄、此川に如來堂といふ島あり、是圓興院如來を安置したる所なれば如來堂と申すなり、吉良[illegible]河守は侍者を引具して、彼邊に鵜をつかはせ見物したるを、梅慶之を打取る、又古城傳承記曰、本山梅慶は朝倉の城にて死去、茂辰は吉良の城には番の侍を入、頓て朝倉へぞ移りける、國親入道(長宗我部)覺世も行捕ひ間隔てなかりし所に、禍は下より起る習あり、永祿三年、長濱合戰起る、本山[illegible]分は東は一宮を境、西は二淀川南は浦戸を限り、二郡の主より、朝倉の城を居城に定め、[illegible]浦戸両城を築て持つ、然る所[illegible]世本山の家に對し、年來[illegible]の[illegible]有て、本意なくして死す、其子元親は父覺世死去のみぎりをも差めさず、永祿[illegible]野[illegible]よりの手[illegible]數し、[illegible]かしこ數度の[illegible]功にて、朝倉一城に責めつむる、二三ヶ年も有之、終に退散す、敵は本山へ引取、[illegible]生野といふ所に取籠る。

鏡川(カヾミガハ)

一名潮江川、土佐山村の東より發し、西流三里、地[illegible]分郷より來る水をあはせ、南に折れ二里半にして朝倉村に至り、更に東に折れ、岐分して二派と爲り、大川は高知市の南を過ぎ、潮江村に至り浦戸灣に注入す、北川は高知市の北を過ぎ、下知(シタヂ)村に至り、舟入川と共に浦戸灣に歸す、總長凡七里半、(鏡川の山谷は、土佐山(トサヤマ)(今土佐山村)地頭分(今鏡村)領家(今十六村)の三郷に分るゝ雖も、[illegible]山[illegible]山等の脈(四國中脊山脈)を以て、本(モトヤマ)山谷と相分斷して、一區を成す、[illegible]村大字白岩の石灰岩は、[illegible]石灰石中九八の成分を有し、純良品と稱せらる。

(土佐山)

吾川郡

吾川郡(アガハ)

土佐郡の西南、仁淀川左岸及び海岸の地なり、今二十五村、人口六万、郡衙を伊野に置く。(吾川高岡は本一郡なりしを、承和八年分割す、郡界頗畸形に失す、仁淀川北岸延長十數里に渉り、其横幅廣きは四里、狹きは一里、其西界は伊豫國上浮穴郡に至る。和名抄、吾川郡安加波と注し、四郷に分つ、續後紀「承和八年、吾川郡八郷、分四郷、新建高岡郡」とあるに合す、然れど此四郷の地は今神谷(カウダニ)以南十四村に當り、其他は仁淀川の中游にして、古郷名なし、當時皆空閑の荒山なりき、寛永中、吾川郡検田二万一千石、寛文[illegible]一万八千石。

浦戸灣(ウラト)

吾川郡の東、土佐長岡二郡との[illegible]界に當れる一江なり、今浦戸灣と號するも、其實一[illegible]湖にして、北に國府川、布師田川及舟入川)鏡川(潮江川)の諸水を承け、南に[illegible]を通して大洋に出入す、江状[illegible]に其中央に窄小なり、其北江は方一海里許、之を吸江(ギョコウ)と曰ふ、東岸は五台山(長岡郡)にして、西北岸は高知[illegible]江(ウシオエ)なり、窄小部の南岸を東(ヒガシハラミ)孕、西孕と曰ふ、孕以南の南江を今專ら浦戸港と曰ふ、港中に玉島[illegible]島等の岩嶼あり。此浦戸港の東岸は長岡郡に屬し、西岸を吾川郡と爲す、御疊瀬(ミマセ)(吾川郡)種崎(長岡郡)の南岬南江の水を塞め、一條の水路東南に屈折し、一海里にして大洋に放つ、浦戸港より直航此まで凡百五十海里。○浦戸の江湖は、古より[illegible]地[illegible]海[illegible]の[illegible]起り、桑田改[illegible]、其常なし、天武帝の時「土佐國田苑五十餘萬頃、沒爲海、大[illegible]、潮水[illegible]湧、由是[illegible]調船、多[illegible]出[illegible]」と云ふ[illegible]も、蓋此江上に起れるなり、(土佐國の條參看)土佐日記に録する浦戸の泊所は、後世詳にし難しと雖、又其大[illegible]と曰ふ者は種崎の邊に在りと。今の浦戸村は古名桂濱(カツラハマ)と云ひ、浦戸口の傍に在り、古の浦戸泊(ウラトノトマリ)に非ず、天正中長宗我部氏の與せる新港[illegible]なりと知るべし。○水路志云、浦戸港は土佐南岸の凡中央、長[illegible]濱の[illegible]にあり、其港口は北東より伸出せる種崎(低砂嘴)と、西方より斗出する[illegible]とを以て門口を成す、之を浦戸口と曰ふ、此水道は甚長く且狹く、其最狹部に在ては其幅一鏈に足らず、又水淺くして吃水八呎の者と雖、高潮に非ざれば出入するを得ず、殊に潮流の強きと、又は大暴風等に原因して、[illegible]堆の位置に不時の[illegible]あるが爲め、縱へ最新い海圖あるも、充分に信を置き難し、故に此處を通過する時には、

(吸江)(孕埼)

(浦戸港)

至大の警戒を取らざるべからず、港內の水面東西一海里四鏈、南北一海里七鏈、恰も南北に口ある一鹹湖の如し、南は港口にして、北は東西より來る兩山嘴に由て狹口を成し、其以內は鏡川の下流に當り、沙堆多き淺水にして、小舟を通ずるのみ、此港內東半部は一尋以下の淺水地にして、漁船は玉島の北方水深二尋の邊に泊するを常とす、高知市街は港の北口より北西方凡二海里の邊にあり、鏡川に沿ふて布置す。

放舟孕門　　僧　月譲

花雲搖曳柳絲稀、十里春風兩岸喧、點破綠波帆疊際、白帆斜過孕兒門、

玉島（タマ）　浦戶港の中に在り、長濱村の北、橫濱村に屬す、一岩嶼なれど、辨財天祠を置き、勝景の地なり。釋紀所引、土佐國風土記云、吾川郡玉島、或說曰、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下島、休息磯際、得一白石、圓如鷄卵、皇后安於御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜、白眞珠也、故以爲島名。○按に神功皇后巡國、土佐に至りたまふ事、古史に所見なし、疑ふべし、然れど皇后征韓の役終り、東歸の時、忍熊王明石海峽を扼して、皇后を拒ぎたり、武內宿禰は譽田皇子を奉して、別路南海より紀伊に向ふ、本紀云「時皇后聞忍熊王起師以待之、命武內宿禰懷皇子、橫出南海、泊于紀伊水門、皇后之船、直指難波、（中略）皇后南詣紀伊國、會太子於日高」と、此皇太子橫出南海の航路は、佐賀關海峽を經て土佐洋を橫絕し、紀伊國日高郡（由良港）に赴きたりと想はる、當時皇太子隨從の船舶、玉島に泊りたる舊事を傳へ、風土記之を神功皇后に誤りたるにや。

大湊址（オホミナト）　是れ土佐日記に見ゆる泊所なれど、今詳ならず、同書を按ずるに、浦戶（江湖名、非村名）を漕き出て、大湊にて池里の人より物を贈れるに會ふ、池は長岡郡の地なれば、其附近の地にて今の種崎かと思はるれど、種崎も近世寶永年中海溢暴潮の爲めに一村流失し、爾後再興の所と云ふ、古今幾回の變遷ありしを疑ふ、鎌倉武家の時、貞應二年制定と稱する船法式目の奧書にも、土佐浦戶の篠原孫左衞門と記す、當時兵庫（攝州）房野津（ハウノツ）（薩州）と三所の要津たりと聞ゆるも、其詳況を推し難し。○土佐日記、廿八日、浦戶より漕出て、大湊をおふ、廿九日大湊にとまれり、元日（承平五年正月）同泊なり、二日猶大湊にとまれり、講師もの酒おこせたり、三日おなし所なり、四日風吹けばえ出たゝず、五日六日、きのふの如し、七日になりぬ、同湊に在り、かゝる間に、池といふ名ある所より、長櫃になひつつけておこせたり、八日、さはる事ありて、猶同所なり、こよひ月は海に入る、是を見て、業平の君の「山のはにげて入ずもあらなん」と云歌なんおぼゆる、もし海邊にてよまば「波立さへて入ずもあらなん」ともよみてましや、九日、つとめて大湊より那波の泊をおはんとて漕出たり。（長岡郡に重出す）

南天回首轉蹄路、桂浦秋光氷雪如、誰取滄溟無限色、　　高陽

冷然流出玉壺虛、

吸江烟色引斜暉、幾處漁家燒荷稀、憶得秋風歸夜晚、

輕舟□棹釣魚歸、

浦戶（ウラト）（桂濱）　舊名桂濱（カツラハマ）、今浦戶村と曰ふ、浦戶口水道の南岸長濱村の東に接す、天正年中、長曾我部元親此に築城して別館と爲す、之を浦戶城と曰ふ、慶長元年、葡萄牙國の商船此濱に漂至したる事あり。慶長五年、長曾我部氏西軍に與し戰敗れ、封土を收めらる、遺臣浦戶城に據り、德川使臣を拒む、幾もなく潰散し、翌年山內一豐入部、浦戶を毀ち大高坂に修營す、近年城址に某氏祠を建つ。○慶長五年の冬、江戶內府公より、鈴木重好を遣はし、土佐長曾我部の舊領を收む、重好浦戶に至る、國人之を立石に迎へ、改易の命を聽く、而て國內に鄕士一領具足と稱する者數多あり、來襲銃を執つ、其の數五千七百餘人、浦戶城に據りて守備す、重好大呼して曰く、是れ內府公の命なりと、是に於て兵船三百餘忽ち命を拜し、重好を導き雪溪寺に入る、餘衆未だ服從せず、酋長竹內總左衞門等請ふて曰く、土州の半を以て盛親に賜はゞ、則皆出で、命を拜せん、若し否らざれば城に據りて捍禦せんと、往復數旬を經て果さず、是に於て盛親の臣桑名彌二兵衞等歸順し、兵を興して服せざるものと長濱に戰ふ、一揆遂に敗亡し、十二月五日、魁酋自殺し、餘黨城を重好に致して散ず。

龍頭埼（リウヅ）　浦戶口の南岬なり、燈臺あり、海面上一百呎、此に火を揭ぐることは、古より之あり、万治年中より番衞の吏卒を置き、狼煙を備へたり、又其頃野中大夫兼山の亭ありて、山崎闇齋額榜して、觀海と曰ふ、此亭も寶永四年の地震に破壞す、其後も山內家の別亭ありて、同く觀海と號したり、豐昌君の詠に曰ふ

ながめては歸らん者を此夕月と波との飽かぬ光を。

長濱（ナガハマ）（御疊瀨）　今長濱村と曰ふ、浦戶港の西岸に在り、御疊瀨（ミマセ）村と相交錯す、○長曾我部國親の長濱合戰は、永祿二年也、初め國親糧食を種崎に運致す、途上潮江を經由す、本山梅慶人を遣はし之を奪ふ、國親怒りて交を絕つ、永祿二年、梅慶長濱の支城を修造す、國親の子元親御疊瀨を涉りて長濱に至り、兵三百餘を率ひ、本山が兵一千餘と慶運寺の前に戰ふ、首百餘を得、本山式部浦戶城を出で、若宮に到る、吉良親貞之を戰ひ再び之に克つ、柵を若宮の前に結び、浦戶の通路を斷つ、本山氏是より窘蹙し、長曾我部勃興す。

若宮八幡宮（ワカミヤ）　長濱に在り、京都六條若宮八幡を勸請したる也。南路志云、長濱若宮は土佐惡源太義平を祭ると曰ふ、別當を若一山長樂院と稱す、此社は源家由緖の古祠なれば、惡源太などと誤れる也、東鑑云、文治元年十二月、以土佐國吾川郡、令寄附六條若宮給、彼宮者、爲故

一三五三

延喜[illegible]六條御遺跡、[illegible]石清水。○若宮鰐口銘云、

土州仲村郷若宮常住也、普化諸方、鰐口供養、妙音在明、功[illegible]、慶永壬午十月十五日、[illegible]敬白、

雪蹊寺（セツケイ）

舊名慶雲寺、又高福寺、長濱に在り、近年中絶せしが、再造して遺跡を傳ふ、少林山と號し、禪家也。南路志云、雪蹊寺舊慶雲寺と曰ふ、眞言の流派なりしが、長宗我部元親の香華所と爲したるより、其諡號に因り、雪蹊と曰ふ、中興月峰和尚、慶長四年なり、元親の墓あり、「前羽林土左太守、雪蹊恕三大禪定門、護持大施主、慶長五年七月」又天甫寺趾址に、元親の長子信親の墓あり、鰐口は信親の寄進盛の銘を刻して「土州吾河郡高福山雪蹊寺、見住宗圓、大檀那國君盛親公秦氏朝臣、相當任五位侍從云々」又古鐘の銘を傳ふ、其鐘近年破壞す、

土州高福寺撞鐘、大願主女越智氏、當寺建立願主刀阿念生識、俗名又生、大仲臣福光、本州鑄撞鐘也、植那右近將監定光、

嘉祿元乙酉年十二月五日鑄之

當寺安置の[illegible]元親木像は、今浦戸の秦氏廟に移す。○野史云、蜷川道[illegible]右衞門親長、其先世は足利家の政所に出仕す、長親に至り丹波の桐野河内の蜷根寺等の邑を失ひ、[illegible]泊土佐に至り、年所を歷たり、慶長庚子の亂、盛親三成に黨するを以て、國[illegible]せられ、家康鈴木重好をして[illegible]監と爲し土佐に赴きて國郡を收めしむ、時に國人群起して城を嬰いて服せず、因て重好雪蹊寺山に屯す、國人また來りて之を襲ふ、此の時に方りて親長及び子親滿、盛親の遺臣と相議し、騎兵五十を率ゐて寇賊を擊ち、多く首級を獲、遂に悉く城邑を收む、親長因て幕府に出仕し、子孫相繼すと云。

仲村郷（ナカムラ）

和名抄、吾川郡仲村郷。○今長濱村、浦戸村、御畑村、諸木村等なるべし、長濱の若宮社鰐口銘に仲村郷の名見ゆ、南路志一說、仲村郷は種間寺緣起に見ゆ、秋山村などに當ると曰ふ、今採らず。

木塚（キツカ）

長濱村の西一里、此村の伊勢山に伊勢命鎭坐す。三代實錄、貞觀十二年、土佐國正六位上伊勢神、授正五位下。〔土佐國考神祇志料〕

種間寺（タチマ）

木塚の西、秋山村に在り。南路志云、秋山村に岩脇權現祠ありて、古は岩脇村とも曰へり、種間寺所藏鐘銘曰、

「勸進岩脇村種間寺撞鐘也、爲末代也、文和二年、大歲巳六月八日、願主僧如覺坊行昇敬白」

又云、種間寺は本尾山朱雀院と號し、本尊藥師は唐土佛師の作なり、貞觀中、粟田關白道兼の猶子信衡、當國へ配流せられし時、再興ありて、其靈驗世に聞えければ、天曆帝の勅願所と爲る、此寺の事は古事談十訓抄に載せられ、舊蹟なり、堂字は近世忠義公改修せしめ給ふ。

次田郷（スイタ）

和名抄、吾川郡次田郷。○次田は都久多と訓むにや、又須伊多にや、又其地を詳にせず、今の秋山森山など、仁淀川の東岸にて、沿海の地なるべし。

森山（モリヤマ）

秋山の西、弘岡の南なる江村なり、對岸の邑は高岡村とす。○南路志云、一條家の森山の砦は、吉良へ近し、弘治二年二月、吉良の本山方六百餘人にて押寄之を破り、次は蓮池へ寄すべしとて、仁淀川越て馳向ふ云々。

弘岡（ヒロヲカ）

木塚の西、八田川に沿ふて、上中下の三村に分る、弘岡上村は仁淀川に接し、長濱の西二里半、高知の西南二里半、吾川郡の大邑なり、中世吉良氏之に據り、州内七雄の一なりき。

（吉良）弘岡城址は、吉良森と稱す、吉良氏は長岡郡介良郷の流人源希義の裔と稱す、然れども介良吉良は混同すべからず、疑ふらくは附會の說のみ、永正中吉良駿河守あり、本山氏と協力し長宗我部を[illegible]く、後駿河守亦本山に殺さる、天正中元親の弟親貞、弘岡蓮池二城を兼領し、吉良氏を冒す、吉良氏盛國の際に在り篤學なりし由、一書に見ゆ。○敎育史料云、吉良宣經は伊豫守と稱す、吾川郡弘岡城を治め、諸士心服す、南村梅軒に學び、夙夜[illegible]、以て[illegible]に通ず、此時天下大に亂れ、亂に哉つの志あり、天文十八年冬、宣經夜老臣谷將監の家に就き、四國を取るの策を議す、二十年長宗我部元國を伐つ、軍中疾に罹り卒す、吉良宣義、右近と稱す、宣經の從弟にして、老臣の列に班す、宣經卒す、子宣直嗣ぐ、宣直禪法を嗜み、意を政に留めず、宣義憤懣して病を發す、絕命の詩を賦して曰「丹心一片斷無私、幾度明時正氣詩、歿後隻瞳先欲禦、勿看勾踐破呉時」宣經の畫像を壁に揭げ、三拜して死す、實に永祿五年春なり、未だ幾くもならずして、宣直本山梅慶が爲に殺さる。

桑原郷（クハハラ）

和名抄、吾川郡桑原郷。○桑原は桑田の謂にて、今の八田村弘岡村に當るべし、八田即ち桑田にて桑田に同し。

八田川（ハタ）

仁淀川の水を八田村に堰入れ、之を東に導き、弘岡秋山木塚諸木の諸村に灌漑し、末は長濱に至り浦戸灣に注ぐ、長三里、慶安元年起工、五年にして與成る、野中兼山の事業なり、或云、兼山弘岡の大堰を築し、役人無難の患に罹る、今に土民兼山を祭りて、[illegible]野明神と曰ふ、亦以ある哉と。

大野郷（オホノ）

和名抄、吾川郡大野郷。○今伊野村、神谷村なるべし、土佐國考に伊野は古の大野郷と曰へり、桑原郷の北に在り、仁淀川の左岸に沿ふ。東大寺要錄、吾川大野郷五十戸、天平勝寶四年充封のこと見ゆ、又佐伯經貞濫妨狀に、暦應二年十二月より翌年正月の合戰に、大野中村の名主臣官は宮方に與党したる旨を錄す、中村即仲村郷なり。

伊野（イノ）

仁淀川の東畔なる一驛なり、戶數六百、高知市の

西三里、今吾川郡衙を置く。杉本神社あり、土俗伊野大黒天と呼ぶ、土佐國考に、三代實錄「貞觀八年、授土佐國正六位上岑本神、從五位下」とあるを之に擬せり。

伊野村　　高田　春塘

抑陰竹塢自爲郷、鷄犬聲中接短墻、怪底春晴餘雪白、家々製紙曝斜陽、

神谷　伊野の北なる山村なり、大字加田、小野等あり、延喜式、吾川郡天石門別安國玉主天神社此に鎭坐す、此神は土祇にして、朝倉の天津羽々神の父祖なりと云ふ。土佐式社考云、此神、姓氏錄曰、神魂命兒、天石都倭居命、蓋朝倉神父也、此神大系圖載本系帳曰、天兒屋命父神與登魂命、娶玉主命女許登能麻邇媛命、所生也、万葉集玉主訓多麻毛利、與多麻留奇通、神祇官西院坐玉積產日神、古語拾遺、作魂留產靈、姓氏錄又曰、神牟須比命兒、安牟須比命、蓋魂靈皆訓牟須比、而與玉主義相通、合而考之、天石都倭居命、玉主命、玉積產日神、安牟須比命、四名一神、而天兒屋命外祖父神也、故神祇官八神以此神爲其一乎、今按、此社在神谷坤隅山上、背山麓巨巖下、有叢祠、不知何社、元祿壬申、波川神主偶得棟札於巖穴、靈而申府、明年新徙于此地、舊日國宰寄附水田若干、祭祀加敬、此社之顯豈人力之云哉、其札云「天野岩戸分安國玉之神社、天文九年庚子霜月八日、勝賀瀨越後造立之」(今吾川郡三瀨村大字勝賀瀨、高岡郡川内村大字波川)○南路志云、元祿年中神谷の神母明神を以て式社に充つれど、黑瀨(今明治村と改む、神谷の西北三里をへだつ)に古來岩戸明神あり。

加田　今神谷村の大字なり、南路志云、加田に西城と稱する舘址あり、古文書、弘治二年本山茂辰の署名あるものに、加田城の名見ゆ。○按に加田は堅田の訛歟、土州古文書中に著名なる堅田小三郎佐伯經貞、同又三郎國貞の故墟に非ずや。

吾川山　(八川)(勝賀瀨)

古文書に吾川山庄と稱す、今の八川郷のこと歟、仁淀川の北岸にして、四國中帶山脈を背にし四村に分る、上八川、下八川、小川、清水是なり、黑瀨(今明治村)勝賀瀨(今三瀨村)は其左右に在り、吸江寺所藏文書云、(八川また谷川に作る)

「土佐國吾川山庄内、上谷川村事、右所領者、道祐重代相傳之私領也、而爲美作國高田庄内廿波村、井安□名替、限永代所令寄進也、二親菩提、及道祐成後追善、不退轉之樣、御計候、被悅存候云々、

文和三年二月晦日　三浦下野守」

「吾川山之内、桃木谷事、任本主三浦下野守寄進狀、先國師御狀明鏡之處、莊主違亂云々、應永四年月日」

今樅木山に大理石を伐出す、石土嶽森の南なる矢筈嶽の東南麓に當る、地勢最高し、即桃木谷なり。

池川　(大崎)(安居)(名野川)

八川の西に隣れる一山谷なり、仁淀川の北岸、岩屋川の溪澗なり、方四五里に涉る、今池川村(土居)富岡村(安居)大崎村の三に分る。安居山は矢筈山の南麓にして、銅鑛あり、池川土居は一郷の中央に在り、大崎村は直に仁淀川に沿ふ、西は伊豫國上浮穴郡に至り、南を名野川村と曰ふ。○教育史料云、天明の初年にあたり、天下凶荒、饑餓に陥るもの多く、吾川郡池川郷の農民數百人、製紙の重税に堪へず、逃亡して伊豫に入り、高知市街の小民亦相聚りて黨を結び、豪富の家を劫し米穀を掠奪する等の事あり、藩主豐雍江戶にありて之を聞き、已にして國に歸る、幕府に請ひて、十年を限りて朝覲會同の儀、十万石の資格を以てし、痛く諸費を省き、更始一新の意を示す、後人以て山内氏中興の令主となし、政績の美を讃すれば、必す天明の改革を稱す。○伊野より伊豫に向ふ山道は、高岡郡日下越智を經て、池川土居に至る、凡十二里、池川より久萬(上浮穴郡)に至る凡八里とす、坂路險惡にして車を通せず。

仁淀川　(神河)(賛殿川)

古は神河の名あり、賛殿川、又三淀川の稱あり、今專ら仁淀と曰ふ。源は伊豫國上浮穴郡に屬す、石土山の西南に發し、面河川と曰ふ、屈折して流るゝ九里、本州に入り、東流十里、勝賀瀨に至り東南流、五里餘にして海に入る、其左岸は即吾川郡にして、岩屋川(池川)八川之に注ぎ、右岸は高岡郡にして、森川(長者川)佐川(黑岩川)日下川波介川等之に注ぐ。○按に仙覺万葉注釋所引「土左風土記云、神河、訓三輪河、源出北山之中、屆于伊豫國、水清故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名」と此文に據れは、神河は土左國出てゝ、伊豫に入るに似たり不審。○又按に、仁淀川の末、高岡郡三井郷あり、今訛りて新居村と曰ふ、仁淀は三井淀、新居淀の義なるべし、(新居淀の川をば或は賛殿川と呼ぶのみ)。

高岡郡

高岡郡　古書高崗に作る、吾川郡の西南、仁淀川を以て相限る、郡の東南は海に面し、其南幡多郡に連る、西堺は四万十川の上游の山地を隷屬するを以て、伊豫の諸郡と相接し、境域嶺を踰え谷を渉り、方十餘里、地形頗亂雜なり。今一町三十七村、人口十二万、郡衙を須崎に置く。

和名抄、高崗郡太加乎加と注し、四郷に分つ、延喜式には高岡に作れり。續後紀云、承和八年、土佐國吾川郡八郷、各分四郷、建二郡、新郡號高岡、郡司者分元四員、各置二員と、舊吾川の分地とす、吾川郷は本郡に屬し、今の川内村に大字波川の稱を遺せり。○高崗郡は其南偏の地、中世津野の庄と稱し、津野氏之を領有し、土州七

倉の職一たり、南北朝の時、佐河、越智等の士豪宮方に應じ兒たず、天文中、一條家に屬有する所と爲る、亦久しからず富は撤損、高岡郡五万六千石、享保改四万五千石。

森（モリ） 今高瀬と合同して、別府（ベフ）村を啟む、仁淀川の南岸、不入山の北、長者（チヤウジヤ）村と相接して、一境を成す、西は上淨土遊（伊豫國）に至り、東は横倉山に至る。南路志云、日下村に村社所藏仁治元年棟札に「於御村木者、別府山、吉河山」とあり、別府山は此なるべしとぞ、其高峰を鳥形（トリカタ）と云ひ、千四百八十餘米。

（鶏形山）

長者（チヤウジヤ） 今長者村と云ふ、森川（長四里、不入山の北に發し北流して仁淀に入る）の上流、不入（フニフ）山の下なり。不入山は高岡郡の中央と想はるゝ高峰にして、半山（ハヤマ）川（東流須崎港に入る）上山（カミヤマ）川（南流四万十川に入る）北川（同上）等皆此に發す。（地學雜志云、長者村の植物化石に據り、地層の時代を察するに、佐湖系中部に存する者あり、又白堊系に固有のものあれども、之を要するに佐湖系と白堊系の中間に在る者とす。

（不入山）

越知（ヲチ） 森の東三里、仁淀川の畔なる一驛なり、須崎の北六里に當る。佐伯文書、應永元年、越智、佐河、度賀野いずれも宮方官軍の由見ゆ。横倉（ヨコクラ）山は越智の西に在り、奇峰峙立し、頂を御嶽（ミタケ）と稱す、神祠あり、祠下に岩窟あり、深十間、幅を去る五六町にして、安德帝陵と稱する一丘ありと云。〔名勝地志〕

（横倉山）

佐川（サカハ） 越智の南一里を佐川村と云ふ、斗賀野（トカノ）、尾川の二村相接比す、黒岩川は、斗賀野に發源し、本村を過ぎ、黒岩村に至り、仁淀川に入る。○地學雜志云、土州の石灰原料の岩石は、太古層中古層に其露出に乏しからず、東は穴内にあるもの、黒岩にあるもの、南は下田にあるもの、普太古代に屬する地層をなす、佐川地方にあるものは中古代濱浴地の岩石に係れり、是等の地方にありては、洞穴の夥しきは固より怪むに足らず、佐川近傍にあるもの〻如き、深くして其底を知らざるものあり、或は其喫構る隣に似たるより、迷想して蛇穴と稱するもの多し、又云、土佐に古生層間に卑丘を成せる中生層地あり、概ね東西八キロ、南北廣き所は六キロに及べり、地學者は佐川盆地と云ふ、佐川の近傍にシユードモノチス及ダヲチラを含む中粒又は細粒の砂岩ありて化石を得べし、又云、佐川に於ては三疊侏羅白堊の三系の一所に分布するを見る、其状恰も中生代に、幾度か氾濫したる海水、求めて此地を侵したる者に似たり、亦一奇と爲すべし、鳥之巣と字する所に、種々の動植化石を出す。

南路志云、佐川は邑主を中村氏と曰ふ、惟宗姓にして、天正中亡ぶ、佐伯文書、曆應二年、佐川四郎左衛門入道とあり、宮方官軍たり、吸江寺所藏、文和二年文書には佐川四郎入道道覺と記す、是即中村氏の先祖にや。○史學雜志云、後愚昧記を按ずるに、應安四年（建德二年）四月智照光院騷動、相尋之處、土佐國住人佐川、假名實名不知之、居住件寺中云々、打入寺中之處、佐川若黨中間等相並、四人、此内一人佐川親類、只今自土州上洛云々、切腹畢、とぞ此佐川は南朝方也。○土佐故事云、佐川村、松尾城主中村越前、爲元親所攻遁去、今乘臺寺棟札曰、貞治六年丁未四月、惟宗次郎法師、大檀那惟宗師光、大願主惟宗信光、惟宗益鶴丸、又一曰、天正六庚辰年、大檀那惟宗朝臣信義、裏書、御領主中村越前守信義、是御再興也。

斗賀野（トカノ） 佐川の南一里、須崎の北三里、桑田山の北麓の村落なり、佐伯文書に、曆應三年、度賀野又太郎入道あり、本村の人なるべし、南朝方と見ゆ。

黒岩（クロイハ） 越智の東北を黒岩村と云ふ、又片岡と云ふ、黒岩川は斗賀野村より發し、北流五里、此に至り仁淀川に入る。○南路志云、黒岩石見守信安は、世に傳ふる片岡（カタヲカ）氏にて、姓は壬生と云ひ、其事記に見えたり、永正七年黒岩信安、文祿四年壬生[illegible]光等あり、慶十年[illegible]の棟子に曰く「前總州太守實山玲公、天正十三乙酉七月七日、於豫州金子陣死」と。

（片岡）

吾川郷（アガハ） 和名抄、高岡郡吾川郷。○土佐國考云、吾川郷在高岡郡之北、今吾川村、○今川内村、日下（クサカ）村、加茂村是なり、佐川の東に一境を成す、日下川は東流三里、仁淀川に入る、加茂村を源とし、川内村を末とす。

波川（ハカハ） 今大内村と合同し、川内（カハウチ）と改む。南路志云、波川玄蕃頭清宗は、元親公の妹婿なり、武勇の譽ありて、幡多郡山路城を守りしが、罪ありて天正八年五月、一族盡く滅亡せらる、元親記云、高岡郡波川玄蕃の事、此波川には幡多の山路の城を預け置かれ、不屆の子細有て被召上、又波川へ移住す、大津の城に御入の一條内政、逆亂に被入、謀叛の露顯、波川頭を剃、高野へ入とて、阿州海部まで越を、親類に被仰、海部にて切腹せしめらる。○大内に溫泉出づ、冷水なれど温泉の設あり。

日下（クサカ） 佐川驛の東三里、伊野驛の西一里半、古書久佐賀（クサカ）に作り、小村神社、波地神宮あり、古村なるを知るべし。○南路志云、日下村葛掛城は、三宮氏の居址とす、佐伯文書、建武三年、三宮左近將監[illegible]國と云名あり、武家方の大將たり、即日下三宮氏の祖先にや、此家の紋は三巴にて、今も其後裔は祖先は京都より下向せりと傳ふ、村内若王子宮の古札に、大檀那[illegible]、元亨三年とあるも、三宮氏にや。○按に、佐伯文書に久佐賀別府を堅田國貞に賜ふ由見ゆ、別府とは森村を云ふにや、又村内に別府八幡宮と云があり、堅田氏の本據と想はるる加田も、日下の東一里に在り。

（久佐賀）

土佐國久佐賀別府九郎入道之所帯、依有軍忠、所宛

行也、早守先例、可被知行之状、如件

暦應三年十二月十九日　　權律師(細川定禪)

堅田又三郎殿

小村神社

南路志云、日下村に在り、棟札曰、公文左衞門尉重顯、貞和三年丁亥三月、又一曰、當社無家、留守所御分、地頭左馬允藤原忠政、仁治元年庚子。○土佐國考云、小村神、按姓氏錄、日下部高岳首、一祖之後、小村在高岡郡、日下村蓋同齋祖神者歟、三代實錄、貞觀十一年、土佐國小村神授位。

中村地藏堂

南路志云、中村地藏は日下村渡地藏と云者是なり、天文年中の文書に見ゆ、此地藏の緣起は、元亨釋書曰、土州中村、有一宇、安地藏像、一時獵者得鹿、入此宇、烹宰自若、其中一人曰、尊像恐見我乎、一人曰、像若惡之、者即出避之、時頃中有物、如鳥之過、諸獵怪而趁追、落溪澗中、近而見之、有地藏像、其長六寸、諸獵於是悔昔改儀、遠近來享、恭敬供養、

高岡鄉

和名抄、高岡郡高岡鄉。○今高岡村、高石村、蓮池村、波介村、戶波村、北原村等是なり、新居川の溪澗に沿ふ、波介谷の稱あり、吾川鄉の南、三井鄉の北なり。○按に佐伯文書、建武三年三月十日、堅田、三宮、津野の人々打出て、十二日、高岡館まで着到の事見ゆ、當時武家方の綱者高岡に陣したるが如し、其後高岡庄七箇鄉は、天王寺領ゝ爲りし如し、天王寺、秋野房所藏文書云、

天王寺大勸進申、寺領土佐國高岡庄七箇鄉事、先度訓兩使所不事行者申、香宗我部又四郎相共莅彼所、退濫妨人等ゝ沙汰時、當座於寺家雜掌、令執遂請取、如件

貞治五年十二月　　義詮

高岡

今高岡村と曰ふ、仁淀川の西岸、丘上に在り、高知市を去る四里、戶數一千三百、按に一書「此高岡の名は、姓氏錄高岳首、又は國史に見ゆる高岳親王に由緣あるや」に說けど、疑はし、高岡は本地固有の名目なるべし。清龍寺藥師堂あり、四國卅五番の札所とす。○南路志云、高岡村大崎熊野神社鰐口銘云、「土州高岡郡天崎社、應安四年三月、大願主權律師有尊」、又高岡八幡宮金口銘曰、

土州高岡東鄉松尾次郎丸、應安三年庚戌正月日、左衞門入道元慶、子息次郎丸。

蓮池

高岡の西に接する村名なり、大平氏の故墟にて、長宗我部元親の弟親貞之に居る、親貞吉良氏の後を承け、學問を好み、南村梅軒信西忍性等を師としたりと。事實文編云、左京進親貞は蓮池以國を領し、吉良氏の故壘(弘岡)に居るを以て、吉良と稱す、此時南門信西あり、好みて書を讀み、善く淨釋論孟を釋し、親實は信西が徒なり、乃ち同志と結び、長宗我部氏遂に儒教を尚び、郭内に校舍を置き信西忍性を以て師と爲す、學術稍く風動す、家臣中に技を嫉むの徒あり、讒誣を爲して相容れず自殺す、時に天正戊子なり、一時結盟の諸士、悉く誅に伏し、吉運りて信西を殺す、親實の事蹟より而後に至るまで、皆嘆息せざるなし、年を踰えて其の靈祟を爲す、元親悔悟し、爲めに祠を建てゝ、蓮池大明神と號す

大平城址

蓮池の故墟なり、東鑑、壽永元年、小松内府重盛家人蓮池權守家綱等、土佐冠者希義を殺す、大平氏は其後なるべし、讚岐國中宮院を參考すべし。南海治亂記云、大比留氏四千貫の郡司也、部の者は片岡、森、中村(日下村)尾川(尾川村)波川、三之宮、能津(能津村黒岩村の北)等の小身ものなり。○土佐遺語云、蓮池城、大平氏十三代傳之、大平者東鑑所謂權守家綱之後也、蠹簡集曰、蓮池氏其所相承未詳、其見於記者、永享九年丁巳、沙彌伊那、嫡男壹岐守藤原國父、(鳴無社)永正元年甲子、大平山城守國雄、(鳴部社)同五年戊辰、藤原元國、(鳴無社)傳十三世、歷四百年、天文之末、元國爲一條殿所亡、永祿九年、遺子樣頭某自殺于戶波積善寺。○南路志云、太平山城守四千貫の主にて、蓮池に在城す、永正六年(一云、永正五年五月)本山にかたらはれ、長宗我部を殺す、その後天文十四年、津野が一族降參の時は、太平を始め高岡郡悉く一條殿幕下にぞ成にける、彼の蓮池の城は、本山左近大夫茂宗が領、吾川村の塚なれば、用心のために一條殿より加勢を置かれけるが、弘治三年四月半、大平逆心の聞により、中平兵庫助井玄蕃を先とし、都合其勢三千餘騎、蓮池へと押寄す、蓮池の城落去して、太平は戶波の城へ逃籠りける、蓮池の城と申すは、南北高山にて、其間に田澤あり、戶波谷三里に續きたり、東は贄殿川とて國中一の大川あり、洪水出づれば逆さまに蓮池戶波へ押し入て海の如くなり、遂に落城す、今按に蓮池合戰弘治三年とするは誤ならん、日下村別府八幡社棟札に「天文二十辛亥正月、大檀那從四位下行左近衞中將藤原朝臣兼定」とあり兼定一條兼定なれば、當時大平氏已に滅亡す。○蓮池八幡宮棟札云、檀主一條殿御代官、藤原顯章、天文廿一年壬子臘月、又泰美郡田村鄉前瀬、興善寺經卷奧書云、

土州蓮池庄八幡宮、施入大檀主壹岐守藤原朝臣國兼、

蜀書寫作人俗子仲彈、貞治四年五月日、

戶波(波介)(市野々)

波介谷の上游なり、波介は今蓮池と戶波の間なる村名に遺る、戶波村大字市野々は、高岡驛の西三里、須崎の北二里半(南路志云、此時井玄蕃頭とて、戶波鄉岩戶村井場の城主なり、津野殿須崎と戶波は相並んで境を交へ、油斷もあらば須崎の城を切取べき氣色なり、久禮の城主佐竹掃部頭へ使を遣はし、加勢をぞ乞ひける、佐竹急ぎ幡多の中村へ立越、一條殿へ由上ければ、さらば加勢せよとて雜兵二千餘戶波の鄉へ指向らる、此に於て津野の一族從士五十三人、雜兵都合三百八拾餘

人永正十四年四月十三日一所に討死す、則津野元實葬提所須崎竜光院と號す（津野氏滅亡は、天文の末年ならん、永正と云ふは誤れり）○佐伯文書に、康永元年、越智、佐河、廣首野の軍勢戸波の名主庄官等と、武家方津野を援けしこと見ゆ、戸波は當時宮方と知らる。

三井郷

(新居)

和名抄、高岡郡三井郷。○土佐國考云、三井郷、今訛曰仁井村、或作仁居。○今新居村、宇佐村、浦内村是なり、高岡郷の南にして海濱の地なり、新居は高岡の南一里、仁淀川海に入る處なり、仁淀は三井郷の首原、又波介川は新居に至り、荒河に會するを以て、一名新居川と曰ふ。

宇佐

新居村の西なる海驛なり、浦内港口の北岸にして、方一海里許の泊所あり、萩埼南に突出し、泊所の東を蔽ふ、萩埼の南一海里に龍埼あり、即浦内澳の南側を成す半島地の東端也、萩埼の海中に硯石を獲たりと云ふも、今は採取者なし。

龍埼

今宇佐村に屬し、大字を龍と呼ぶ、多野郷村の東に延伸せる、半島の端にして、青龍寺と云ふ名刹あり、半島長三里とす。○龍埼は浦戸口の凡南西微西七海里にありて浦内澳の南角たり、龍埼の附近一鏈半以内に、數箇の岩石散布せるを以て、風浪ある時は其衝激殊に甚し、此埼端に一村落あり、又埼上に一叢あり、高さ八三五呎、雜樹繁生す、赤藥高と呼ぶ、凡そ龍埼より足摺埼に至る、凡南西へ五十五海里の海岸は、其東方室戸埼に至るの海岸と相反し、岸勢凸嶇、曲折數個の港灣をなし、概ね險岸にして、一の平地なく、山脈高く亘り、海岸より聳立せり（水路志）○青龍寺は四國三十六番の札所にて、獨鈷山伊舍那院と稱す、本尊不動明王なり、正保年中重興す。

(青龍寺)

遊青龍寺、有與福國主道俗存國、王永法燈開度滿樹國遷化云、　　僧　月艇
四州八十八名藍、祖類如茲知幾山、傳法煙霞千載擁、打包人踏九天攀、雲開滄海東樓角、帆掛斜陽走樹間、何者呼醒浮世夢、寺鐘長與水聲閒。

浦内

宇佐の西を浦内と曰ふ、今村名と爲る、大澳を抱くを以て此名あり。○水路志云、浦之内澳は、龍埼半島と宇佐の萩埼（北角）とを以て港門を成し、其幅凡八鏈東に面す、北西岸に宇佐村あり、夫より漸次狹縮まり、且左右に曲折して西方へ突入すると凡六海里、左右より數角を出し、兩岸共に數個の小灣を形造る、而して港の最狹部は幅二鏈に足らず、其水深は其港口より凡三分一までは海底甚淺く、内部は三尋乃至十尋にして底質概ね泥土なり。

佐伯文書、建武三年十月廿三日、浦内神崎城に合戰の事見ゆ、當時宮方官軍の保つ所とす、又泉浦（浦内澳の西極なり）に鳴無社あり、文保三年、大願主公文平朝清と署する棟札あり、又出見春日社の棟札に永正五年戊辰九月、公文平久清とあり、公文氏は此地の土豪なりしを知るべし。

海部郷

和名抄、高岡郡海部郷。○今多野郷村、吾桑村、須崎町、新莊村、上分村等なるべし、新居高岡二郷の西にして、海澳あり、中世には津野庄と稱す、津頭の義なるべし、今も須崎は土州屈指の良港とす、亦其由來する所を想ふべし。

多野郷

今多野郷村と曰ふ、蓋海部を分割し、津と田の二郷としたるに因縁す、浦内の西に接し、須崎港の東北岸の地也、村南に野見と名つくる小港あり。○南路志云、多郷村、賀茂社棟札曰永正五年、戊辰正月、公文仲平備後守高永、又本地佛像願曰、
土州高岡郡津野庄多野郷、賀茂末地佛、壽永二年正月日。

野見

水路志云、野見村落の東の山は南方へ伸出し、其南端は稍西方へ曲折して、高島岩と相連接し、即ち中の島及戸島に依て野見港の東岸南岸を形造る、而も其南端に接する戸島附近一海里以内の地は、岩石甚多く、甚險惡とす、且最恐るへきものは此半島の南端より、凡南一海里八鏈に存在する吐混岩一子バエなり。

須崎

今須崎町と曰ふ、舊津野庄の地なり、高知市を距る十里。其港は東西八町、南北二十四町、港口南に向ふ、船舶寄泊するもの多し、浦戸港を距る二十六海里、神戸所航百五十海里。

須崎港

水路志云、此港は野見港より西北又東北に屈折する狹長港にして、内部は四面山脈を以て圍みたるが故に、諸風を遮斷し、最良の錨地なり、港内東濱は陸岸にして潮汐の患なしと雖、其西濱は低地にして淺水なり、須崎邑は西濱に居り、人口四八〇〇餘、土佐海岸中有名なる市街の一とす、潮は須崎邑の北方、一海里餘の地まで鍼入す。○地學雜志云、寶永四年十月四日、地震、須崎浦陷沒、人民幸に免るゝもの、北方土崎に村を遷て、舊名を襲ぎて須崎と稱す、即ち今の須崎町なり、陷沒の地は海底となり、舟船其上を往來す、變記に曰く、昔文化五年戊辰、余測量使（伊能勘解由）に隨從す、寶永四年の變、東は地高くなり西は低くなりしと云ふ談に及ぶ、使答て曰く地の高下すること、國々に多し怪むに足らず、且つ南東に海を受ける國は、漸々に瀕出來て海も地となり、北西に海を受けたる國々は、瀕減削して地は海と爲る云々。

津野

中世の庄名なり、蓋海部郷の津頭なるに依り、津の地名起り、後津野庄と稱し、遼遠の地山海を併せて稱したる如し、東は多野より、伊豫州界なる檮原まで、十餘里に及ぶ。多野郷村賀茂社佛像に、津野庄多野郷壽永二年の願書ありと曰へり、佐伯文書に據れば、津野氏は武家方にて、建武三年津野孫次郎家時と云

人見ゆ、又康永元年津野新荘岡本城台戰の事あり、岡本城は今須崎の西なる下分(シモブン)の城址なるべし、津野氏は一說在原經高の裔とぞ、其由樽原の條に見るごとし、其孫元實、永正中（其實天文にや）一條殿に滅却せらるとも、又永祿中に及び勝興長宗我部元親に滅却せられ、元親の三男親忠其の號を冒して津野孫次郎と曰ふとも傳ふ。（大野見參看）

津野本庄は今多野郷村、吾桑村に當り、新庄(シンジヤウ)は須崎町、新庄村、上分村、下半山、上半山などに當る、其の西なる四万十川の上流東津野、西津野、大野見、仁井田、東(ヒガシ)又(マタ)、松葉川の諸村は津野山庄と稱す、凡五千貫の知行と號したり、其要害は新荘の岡本城と半山城なり、佐伯文書「康永元年、九月廿六日、堅田小三郎申、當國貴河合戰、奉屬手御手、隨分抽忠節候之上、今月廿六日、花園宮御手人之金澤殿、綿打殿、越智、佐河、度賀野須勢、戶波名主庄官、并熊野凶徒等、當陣津野新庄岡本城寄來之時、致散々合戰之刻、國貞舍子堅田彌三郎、於當座討死仕候畢、且津野惣領一族以下數輩、御見知之上者、爲向後、可賜御證判候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言」と、此に花園宮とあるは、滿良親王を指し奉る、一昨年（曆應三）正月、潮江合戰親王の出陣あり、其後滯在して佐河越智などにおはせしにや、不審。

「土佐國津野新庄上分內、國弘名代官職之事、當年所領給也、任先例、可致其沙汰之狀、如件、

康曆二年三月十七日　備前守」

「土佐國津野本庄神田郷、依包名內五町、所相傳也、彼田四分一所宛給也、但彼地者、此間和泉守令知行間之半分也、爲後日狀如件

康曆二年三月十七日」

上の二簡、前者は堅田治部左衛門へあて、後者は方田四郎五郎へあてたり、上分は今新荘村の西に上分村(カミブン)存し、神田は今多野郷村の大字なり、又佐伯文書「建武三年十月十五日、津野大庄雜掌者源頼等所楯籠九山城對陣、同十七日、致合戰、同十九日、夜中仁賀落候畢、又同廿三日、押寄浦內鍋崎城」とも見ゆ、九山城今詳ならず、津野一族中南北に分裂し、源頼は宮方なりしが敗亡せりと見ゆ、又南路志に、細川賴元より五月廿七日大野宮內少輔へあてたる古簡を引く、

然津野對治事、被打越土州之由承候、本望候、殊國人等振舞、無是非次第候間、近日一口致了簡候、其間在陣候はゞ、悅入候、委細安富民部丞可申候、

是事は何年にや、始末を詳にし難し、又大野宮內と云人の傳も知れず、久禮村の佐竹氏の一族にや。

（新荘）

半山(ハヤマ)

須崎、新荘川の上游を云ふ、新荘川は不入山の東に發し、東流七里、須崎港に注ぐ、半山は今上半山（白石杉野川等の大字あり）下半山の二に分る。半山は羽山、又葉山に作る、下半山の姫野々(ヒメノノ)に、津野氏の土居址あり。南路志云、仲平兵庫元忠は津野を養育して、葉山の城を守りしが、一條房家の兵士葉山へ押し寄せければ、仲平如何にもして降參を乞ひ、津野孫次郎の名跡を世に殘さんと心を定め、降人になる、卽津野本領無相違、孫次郎に給りける、一條殿此勢にて高岡責らるべしと聞えければ、太平、佐竹、波川、片岡、能津(ノウツ)等皆降參してける。（是は永正の比の事と云ふも非なり、天文の末なるべし）○大野見、樽原等は半山の西に隣り、山谷を隔て、四万十川の上流に在り。

（姫野々）

久禮(クレ)

須崎の西南二里、東に向ふて小澳を開く、北角を大野埼と曰ひ、南角を大津埼と曰ふ、澳口に數多の礁ありて、大船を容れ難し。○南路志云、久禮は佐竹信濃守義通、其子玄蕃頭義辰など之に居る、一書に佐竹氏は大永の頃當國に來住したりと云は大誤なり、佐竹、津野、三宮（日下村）等は南北朝の比、已に高岡郡の名家なり、佐伯文書曰、

「近日所々發向大高坂也、津野、三宮、佐竹人々相共、率一族等、可被防復攻凶徒等之狀、如件

曆應二年十一月廿四日　權律師（細川定禪）」

又上加江(カミノカエ)村、蓮華稻荷社棟札曰、大檀那源佐竹下總守義直、延德三辛亥十月など見ゆ。（義直の子孫に、義通、義辰なとありて、天文の末に亡びし歟）又按に津野の條に引ける古簡に、大野宮內少輔あり、久禮村の中に大野の字あり、然らば佐竹は大野とも號したる事ありしにや、又建長二年道家處分記に、幡多郡加納、久禮別所と云ふ名見ゆ、當時幡多郡に隸せしにや。

上之加江(カミノカエ)

久禮の南二里、海村なり。水路志云、加江灣は東面し、大津埼（久禮）を北角とし、加江埼を南角とす、火打山(ヒウチ)大津埼の西に聳え、尖圓錐峰にして、高一九〇〇呎、沿岸航の好目標なり、加江灣は幅凡一海里八鏈、灣入凡八九鏈とす、灣內の南部は尙少しく灣入して一小灣を成し、濱岸に一村落あり、上之加江村と曰ふ、此地加江埼を以て南方及東方を遮ぎるが爲め、西乃至南の風に在ては、小船は一時假泊し得べし。

（火打山）

志和(シワ)

上之加江の南一里半、同名の海角あり、與津埼の北六海里にあたる。南路志云、志和村藥師堂棟札曰、享祿三庚寅年十月八日、志和左馬助宗政。

與津(ヨツ)

志和の南二里を與津村と曰ふ、同名の大岬角あり、須崎港の南十八海里とす、村西二里に五在所嶽屹立す、卽郡の南界とす。

與津埼(ヨツ)

此埼は、南方へ凡三海里突出せる半島なり、其埼端は絶壁にして、埼上の高さ凡七〇〇呎、樹木繁茂せり、與津半島の北部は平地となるが故に、遠距離より之を望むときは、恰も島の如し、埼の西方に小室の濱と稱する一灣あり、其南方開濶なるが故に、船舶の泊地に適せず

く嶺、北風に會せしときは、爰に假泊するを得へし（水路志）

大野見（オホノミ）

（船戸）

今大野見村と曰ふ、上半山の西南に際り、上山川の上游なり、大字船戸吉野なとあり、不入山を南界とす。南路志云、大野見天満宮棟札曰、普請、願主地頭信州大守從五位藤原之高（中略）應仁三年二月廿五日、

又船戸村民所藏文書曰、

去十日、於大野見合戰、（幡多郡一條氏）合戰之時、築比類相働云々、天文十二年癸卯九月十七日、某高花押、某高は之高某高ともに津野氏にて、當時の領主たり、某高は亦津野氏に作る者に當る、以て天文の末、一條氏強盛の際に、其逐却する所と爲るを知るべし。

仁井田（ニヰタ）

大野見の南に接し、同く上山川の山谷を占む、東西七里南北五里、舊仁井田郷と稱し、東又、西又、窪川、西原等の區別ありしが、今松葉川、仁井田、東又、窪川の四村と爲る。火打山、五在所森、片坂峠の山脈其東南を塞き、水脈は西にゆき、幡多郡上山に向ふ。（須崎久禮より幡多郡へ赴く通路は、志和與津の海岸險阻多きを以て、山道仁井田に出て、久禮より仁井田驛まで五里とす）窪川（此間一里）片坂（此間二里）を經て佐賀驛（片坂以南五里）に達す。○仁井田明神は窪川村大字窪内に在り、五社大宮と稱し、伊豫國越智氏祖神と同じとぞ、南路志を按ずるに、仁井田郷、東路十二所社棟札曰「永正五戊辰歳、公文越智川□、願主兵衛九郎重吉」と見ゆ、公文越智氏の所領にや、又金口銘曰、

（窪川）

仁井田社鰐口事、合壹打幡多莊住人、蘇我隆兼、右所摘入如件、貞應三年六月日。

檮原（ユスハラ イスハラ）

（津野山）

檮原にも作る、大野見仁井田の西に際り、津野山と稱す、東西四里南北七里の山谷を占む、今東津野、西津野の二村に分る。北川、檮原川、四万川の三谷に分れ、各長六里、南流して一水と爲り、又一里にして幡多郡に入る、北は森村長者村と布管山の脈を隔て、西は伊豫（上浮穴東宇和北宇和の諸郡）境に四万川峠、南包山、愛切坂、犀岩峠等の險あり、須崎の西十五里、幡多中村の北十五里、伊豫大洲の東十五里。

南路志云、津野刑部少輔在原元實は、津野五千貫の主なり、津野山より須崎野見浦までを領知し、葉山須崎に城郭を構ふ、其先祖は阿保親王の裔孫、在原朝臣經高、高岡郡の山中に來移し、深山を伐開きて里と爲し、檮原（イハラ）と號す、檮木多きに依て也、經高五代の孫彌次郎高行、津野庄一圓を領し、高行十代元實に至り、幡多郡一條殿に滅ぼさる。津野本庄所務職事、對地頭備前守繁高、被成御教約上者、毎年公用拾貫文、無懈怠可致其沙汰也、但於庄内合戰出來者、可半濟之沙汰、於本國動亂出來者、可三分二之沙汰、（中略）契狀如件、應安五年云々。

（檮原）

（賀茂社舊記）

幡多郡

幡多郡（ヘタ）

土佐の西南なる大郡なり、大略四万十川の流域を以て郡の主部と爲せど、北河水上流の地は他郡の所管たり。南極には蹉跎岬（アシズリノサキ）、沖島（タックシ）鵜来島なとの奇勝あれど、僻遠の境なるを以て世に著れず。今三十六村、人口十一万、治所は中村に在り、西界豫州南宇和郡六村は、地形全く本郡宿毛沖之島に連接するを以て、本編之を此下に繫く。

幡多郡、和名抄波太と注し、六郷に分つ、續日本紀幡多郡一十町、三代實録、貞觀二年、以土佐國幡多郡地一十町、續日本紀略、天慶三年十二月、土佐國言、八多郡爲海賊被亡、合戰之間、彼方人數多被殺中、前死者なぞ見ゆ。中世土佐七郡と稱し、貴賤の流配せられ給ふ所也、永久の頃に土御門上皇、土佐（幡多郡）へ遷幸の事增鏡に見ゆれど、當國に其遺事を傳へず、蓋ふらくは香美郡岩本に至り阿波へ遷座ありしにや。又本郡は中世幡多御庄と稱し、攝籙家の傳領地たり、文明の亂に一條教房遁れて庄に入り、子孫五世相承、天正の初年滅却す。寛永中地撿、六万九千石、享保改五万千石。

（土佐畑）

國造本紀云、波多（ハタ）國造、瑞籬朝（崇神）御世、天韓賀命、定賜國造と、此天韓賀命は他書所見なし、開國の由來詳ならず、郡名は倭名抄に宇和郷の名あり、伊豫の宇和郡と本來一域の地にやと云はる。

（波多國）

佐賀（サガ）

今佐賀村と云ふ、與津埼、伊田埼の間に在り、其山谷を佐賀川と云ふ、五里に涉る、分水嶺片坂を以て窪川村（高岡郡）と相接す。五在所森（ゴザイショモリ）は佐賀の北、與津埼の西に當り、高三三〇〇尺、尖峰矗起して、全山崎々たり、故に航客指望して目標と爲す。

（五在所森）

伊田埼（イタ）

又伊野埼（イノ）と曰ふ、佐賀村の南二里に在り、今白田川（シラタカハ）村に屬す。水路志云、伊野埼は與津埼の南十浬里にあり、高山脈南方へ漸下して此岬を成す、岬上に一峯あり桑山と稱す、該岬より四万十川に至るの間は、一大灣形をなし、山脈概ね低く、中央部に入野の濱と稱する沙濱あり、其他概ね陡岸にして、此灣岸に數小村あり。

（伊野埼）

大方郷（オホカタ）

和名抄、幡多郷大方郷。○今白田川（シラタカハ）村、入野（イリノ）村、田口（タノクチ）村、七郷（ナナサト）村等是なり、伊田埼以南、海に臨む地なり、建長二年道家處分記に、土佐國幡多郡

本庄大方庄など見ゆ。土佐國考云、大方鄕今入野是也、天正年中、秦氏地檢帳、題爲入野大方鄕、又有寺、號大方山長泉寺、又此海請大方海。この大方鄕は中世有井庄と稱し、藤原師長尊良親王等の配流せられ給へる所とす。

有井（アリヰ）

今白田川村に大字有井川遺る、有井川の西南一里を入野村とす、中世は有井庄と曰ふ。南路志云、

山田鄕戸內村氏所藏、鰐口銘曰

奉施入、有井庄八幡宮、鰐口一口、應永第十三丙戌八月十五日敬白、願主滿盛、

（山路宮）

保元元年、藤原師長土佐畑に流され給ふ、其畑の配所は入野村宮地（ミヤチ）山なりと、土佐物語に見ゆ、一說、有井川に宮地屋敷とてあり、是は有井庄司の舊跡にて、配所卽此也、山に琴峰の名存す。○盛衰記云、師長公保元の昔、西國へ流され給しに、配所の徒然を慰まんとて、宮路山へ分入給つゝ、木々の紅葉を遊覽ありし、比は十月廿日餘の事なれば、楢まばらにして落葉道を埋、白霧山を隔て鳥聲幽なり、山又山の奥なれば、旅寐の里も見えざりけり、後は松山峨々として、白石瀧水流れ出て、苔石面に生て、巖尾の上に冷し、石上流泉の便を得たる勝地なり、御心の澄ければ、上玄の曲をぞ調つべくぞ覺し、撥を取絃を打鳴給へり、事の體さびしき極なれども、空に玲瓏の響を送る、其時水の底より青黑色の鬼神出現して、膝拍子を打て、和に厭しき音を以て、其色に附て[illegible]歌せり、何者の所爲なるらんか覺束なし、曲終り給ふ時、我は是此水底に多の年月經しかども、未是程の面白く目出度御事をば承及はず、此悦には今十日の內に歸洛せさせ奉らんと申、搔消樣にぞ失にける、水神の所行といちしるしと云々。（師長土佐國畑に配流の事は、猶保元物語を參考すべし、長寬二年歸京）

後醍醐天皇の一宮、尊良親王の配流せられ給へる事は、太平記曰、元弘二年三月、一宮中務卿親王をば、佐々木大夫判官時信を路次の御警固にて、土佐の畑へ流し奉る、一宮と妙法院宮（尊澄親王）諸ともに津國の兵庫に着せ給ひけり、一宮は是より御舟にめして土佐の畑へ御下有べきよし聞えければ妙法院より御文を參らせたまひけるに、

今迄は同じ宿りを尋來て跡なき浪を聞ぞ悲しき、

一宮御返事、

明日よりは跡なき浪にまよふともかよふ心をしるべともなれ、

かくて一宮はたゆたふ波にこがれ行く、身を浮舟に任せつゝ、土佐の畑へ赴かせ給へば、有井三郞左衛門尉が館の傍に、一室を構へて置き奉る、彼畑と申すは、南は山の傍にて高く、北は海邊にて下れり、松の下露扉にかゝりて、いとゞ御袖の淚を添ふ、磯打つ波の音、御枕の下に聞えて、是のみ通ふ故鄕の夢路も遠くなりにけり、前朝御歸路の御情のためにやありけん、又濱渡利生の結緣とや思召しけん、御着岸の其日より、每日三時の護摩を千日の間ぞ修せられける。（尊良親王、元弘三年の春、義軍を九州に擧げたまふ、尙土佐より他地へ潜行歟）

土佐國にて、百首歌よみける中に、曉を

鳥のねの驚かさずは夜とともにおもひさめざる夢と見てまし、（金葉集）　中務卿尊良親王

我[illegible]は土佐の山風さゆる夜に軒もる月のかげこほるなり、（新葉集）　同　上

入野（イリノ）

佐賀の西南三里、下田港の北三里、小京所也、入野松原に八幡宮あり、加茂神を同祀す、延喜式、幡多郡賀茂神社是なり、入野の山中奥湊川（オクミナトカハ）河村、札曰「奉修補上、殊當所地頭職之幸康（中略）明應九年庚申、云々。（南路志）

石見寺山（セキミヅ）

南路志云、入野濱の南端より、西方三海里に位し、中村の北に當る、高さ凡一三〇〇呎、尖圓錐狀の秀峯にして、其色稍々褐色を帶び、頂上に神社あり、孤松聳立し、沿岸航路の一目標と爲るべし。

下田（シモダ）

今下田村と云、四萬十川の川口に當り、一繫泊所なり、須崎港を去る五十海里、蹉跎岬を去る十八海里。

水路志云、土佐國四萬十川は、源を遠く豫土兩國界より發して海に入る、四國南岸中第一の大川なり、其位置は伊野岬の南方七海里半に位し、川口の南側は陡岸なりと雖、此川口北方は沙嘴長く斗出して川口を擁し、其幅を凡一鏈に蹙む、然れども上流に於て最寬き處は、凡四鏈水深半尋乃至五尋余、連日大雨等の際は川幅大に增し、又淺渡を異にし、時としては川口を塡め、通路を塞ぐとありと云ふ、此川口の北岸に村落あり、下田村と稱し人口二三〇〇餘、尙川上四海里の地に中村町あり。

鍋島（ナベシマ）

下田村の大字なり、天正中、長曾我部元親、幡多の領主一條內政を大津に移しゝに、其舊臣爲松、山路、安並、加久見、大岐の諸氏十和親せずして相爭ふ、爲松氏は鍋島城に據る、元親之を聞き來討し、悉く梗强を拔ける事、諸軍書に見ゆ。

宇和鄕（ウワ）

（不破）

和名抄、幡多郡宇和鄕。○土佐國考云、宇和鄕今中村之南、有不破村、蓋謂宇和、又中村卽宇和鄕之村中也 ○今中村に大字不破存す、東山村下田村等も此鄕に屬す、宇和の名は、伊豫國の宇和郡、實に本郡と隣接す、然も其以を詳にせず。

中村（ナカムラ）

幡多郡の首邑なり、或は中村町と云ふ、四万十川の北岸に在り、人口四千五百、高知を距る三十二里、下田港は其東二里、宿毛港は其西六里に位置す。此地は中世幡多本庄（ハタノホンシャウ）と稱し、攝籙家の傳領たり、文明の亂に、一條左大臣教房、其子房家ともに避けて此に來住し、國人に推戴せられて國司と稱す、天正中に至り、兼

定（教房五世孫）長宗我部元親の領する所と爲り、遂に亡ぶ。嘗て中國主山内一豊、其弟修理大夫康豊に、幡多三萬石を分ち、中村に住せしむ、二世豊明に至り、元祿二年收封せらる。今此地衛所治の在所にして、土南の一名邑なり。○中村八幡宮は不破に在り、一條國司の祭る所にして、山内忠直重修す、又愛宕山に一條神社あり、文久中吏民協同して、一條國司六世の靈を追祀する者とす。

幡多郡に攝籙家の大庄を置かれし事、其起因を詳にせず、建長二年、光明峰寺關白道家の處分記に、新御領とある中に、土佐國幡多郡本庄、大方庄、山田庄、以南庄（鍛野なるべし）加納、久禮別所と錄せられ、足摺山金剛福寺文書に、

前攝政家政所下、土佐國幡多庄官百姓等、（中略）前兩條所御宜承知、敢勿違失故下、正嘉二年七月、預所備中守中原朝臣

など見ゆるは、當時九條前攝政家政所領の管帶なりしを證す。一條家は道家の季子實經を祖とす、幡多庄は實經の家に傳領したる事、桃華蘂葉に見ゆ、此書卽實經八代孫兼良の記錄なり、曰土佐國幡多郡、有廿村々、當時雖有知行之號、有名無實也、但應仁亂世以來、前關白（教房）令下向、存庄務爲令在也、云々、具其事情を洞見すべし。南路志云、藤簡集曰、教房從一位關白左大臣、文明二年庚寅下兵庫、十二年庚子十月薨、土佐國幡多郡中村、號妙華院、長元物語曰、土佐七郡大名七人にして、御所一人と申すは、一條殿なり、房家爲土佐一條祖、正二位權大納言、文明七年乙未生、天文八年己亥十一月薨、中村、六十五歲、號藤林寺、又曰、房家朝臣、當支兼を賴み、土佐へ下給ひ、大樹義政公へ御願ありて、土佐の國司を御所望ありければ、直下卽ち叡聞に達し、天氣を窺玉ふに、早速勅許あり、幡多郡に於て一萬六千貫の領主として、中村に御在城を搆へ玉ふ、七郡の守護に本山、安喜、大平、山田、津野、吉良、長宗我部とて、各三千貫の領主也、森、國澤、千屋、蚊井田此四人は二千貫の領主也、其近邊を領す、房家公御譜代の舊臣、土居、羽生、爲松、安並四人は執事として、民を撫育す。○按に、房家の長子房通は歸京して、一條本宗冬良（兼良次子）の跡を承け、次子房冬、土佐國司を襲ぐ、二位中納言に至り、天文十年薨去、圓明院と號す、房冬の子房基、三位中將に至り、天文十八年自殺、前光壽寺と號す、房基の子兼定の時、高岡郡を伐ち、長宗我部元親と相惡し、遂に元親の拘禁する所となる。○古城傳承記云、幡多郡中村城は、（中略）上惰り下怨み天地否をなし、宇和郡の溢れ者、其折や伺けん、永祿十年、一揆を催し幡多の山々里々へ打入り、亂妨放火す、是のみならず、同國久留島の賊ども、幡多の浦々へ押よせ、在家を燒き掃ふ、一條兼定軍勢を伊豫へ指向け、同國法花寺攝津守則延は、常に味方に志ありければ、頓に馳加り宇和郡の在々へ押入り、西園寺左衛門大夫公廣が城三ヶ所迄責取ける。南路志云、一條兼定殿、形儀荒き人にて、土居宗算と云一の臣下を手打にせらる、夫より家中の上下とも堪へも難、有樣に成行たり、依て幡多の衆は父一條殿を退き若君をば元親へ遣し、守立給候樣に可仕と內談合を極め、家中連判を以て頓に下田の船本へ攻送り、豐後へ送り捨申、大友殿は一條殿舅にて有けれども、落人と成り給ふ故哉無許容、入江兵部太夫、與州にて一條殿を奉討、夫より若君を元親御迎故、大津城に御座、中村城をば元親の舍弟左京進へ被與入部す、幡多の衆共兼々、若君を其儘にて可被聞立と存居處に、東方へ引越され、雯にて行當る、一條家は數代土佐國司にて、國郡七人の守護を始皆幕下に屬して、先祖房家公より兼定公迄四代、凡春秋七十餘年連續し給ふ處に、天正元年八月十六日兼定公出家、御母方の所緣に依て大友館へ送り奉る、其上は一條殿一門公家衆、東小路、西小路、入江、飛鳥井、白川殿、園侍には賴朝公の御時代に鎌倉より下れるもあり、細川家の侍もありければ、在々放火し、譜居たる人々を追出しけり、若君內政公大津の城にてうかりし年月を過らせ、漸の間もありさて、其後に至り、情なくも大津の城を追出し、與州へ送り捨奉る。

(中村城址)

安並（ヤスナミ）　中村の北十餘町、今東山（ヒガシヤマ）村と改む、卽石見寺山の西麓にして、佐岡川の畔なり、炭酸冷泉出づ、常溫六十五度、岩本湯と曰ふ、採酌して浴湯と爲す。

大用（オホヨウ）　今山中（ヤマナカ）村と改む、中村の北にして、佐岡川の溪谷なり、此谷長八里、山中村、蕨岡（ワラビヲカ）村、後川（ウシロカハ）村（敷地）東山村等之に沿ふ。

上山（カミヤマ）　四萬十川の上流にして、今東上山村、西上山村、十川（トヲカハ）村の三と爲る、田野々（タノノ）、大野を以て首部とす、大野は十川村の大字にして、中村の北西八里とす、大野の北三里に東上山村大字田野々あり、津野山川、大野見川（一名上山川）田野々に會し、四萬十川と爲る。○南路志云、田々野熊野社棟札曰、大檀那、眞方中將四代孫、田那部別當具拇刑子、永具備貝、光貝滿信、宗阿聖撿、道勝道圓、出羽左衛門尉重正、應永十七年、太歲庚寅十一月。

(田野々)

川崎（カハサキ）　四萬十川の中流下山の首村なり、今江川崎（エカハサキ）村と云ふ、下山は今本村及び津大（ツダイ）村、大川筋村（大字川登）の三と爲る、大野の南二里にして、川崎驛あり、廣尾川宇和郡より來り、四萬十川に會す。川崎の南二里半、口屋內（津大村）に至り、口屋內の東二里にして川登に至る、川登の東南一里半、卽中村とす。

四萬十川（シマントカハ）　又渡川（ワタリカハ）と曰ふ、二源あり、一は津野山（高岡郡檮原）に發し、一は大野見村不入山に發し、田野々に會ふ、（津野山川七里大野見川十里）

（渡川） 下山に至り廣尾川（一名吉野川）を容れ、具同村に至り有岡川を容れ、又佐岡川を容れ、下田港にして海に入る、長凡二十三里。

具同（グドウ） 中村の南、四万十川の右岸なる村なり、金剛福寺文書「嘉元二年、幡多庄具同村、不斷九名、津倉淵一所。同元弘四年、具同村不斷九名之内、津倉淵、宮山坂、任器元御寄進、寺務管領、永代更不可有相違云々、右衛門尉定冬」など見ゆ、津倉淵（ツノクラフチ）は今山路村と合同し、八束（ヤツカ）村と改む、具同の東四万十川の南岸に沿ふ。○南路志云、天正二年、御庄越前守入道宗雲、法華津播磨守則延、掠康政、入土佐、頃抜元親之子城、幡多郡宿毛壘、進兵而據具同村栗本城、元親發大兵攻之、豫兵狼狽歸國、俗謂之渡川合戰。

（津倉淵）

有岡（アリヲカ） 今中筋村と改む、具同の西二里、有岡川は平田村に發し、東流四里、具同に至り、四万十川へ入る。有岡眞靜寺は、日蓮宗を奉じ、地方の名藍なり、長曾我部元親の證文「有岡本坊井脇坂坊寺領事、當住可有寺務旨云々」の古簡あり。

山田郷（ヤマダ） 和名抄、幡多郡山田郷。○今具同村、中筋村、山奈村等なり、山奈に大字山田あり、存す。南路志云、山田八幡宮所藏、鐘形銘曰、文安元年甲子、藤原能重、又經筒銘曰、土州幡多庄山田郷、伊與田淡路守基能、井紀伊守國能、永正八年辛未二月。○養達寺佛像銘、土州幡多庄、山田村瑠璃光山永達寺、（中畧）元亨六年二月十日、本願主日向守惟宗忠康。

南州雜題　　北原　蓉里

盂蘭盆祭社神、田家年豐不知貧、青秧再插官租外、別是南州八月春、

吉奈（ヨシナ） 今山田村と合同し、山奈と改む、中村の西四里、宿毛の東二里。○南海治亂記云、渡川と云大河あり、幡多郡の諸士其の川より、西の方伊豫の國御庄郡まで隙合して、渡川の向ひ栗本と云ふ所に要害を拵へ、渡川に亂杭を打ち、渡瀬を持て待ちかけたり、元親中村に着陣して、渡川の構を聞き、其渡り瀬に不向して、上の瀬を渡り、城際まで追詰め敵を撃つ、其數二百余級、城は三日に攻落し、西は宿毛伊豫境、南は蹉跎の灘面まで悉く平治し、吉奈の城に十市備後守、宿毛の城に野田甚左衛門居を置て、西方の弓矢治まる、天正二年なり。

下加江（シモノカエ） 四万十川口の南、足摺埼に至る間に一灣あり、下加江灣と呼ぶ、東方に開き、屏蔽少きを以て、繫泊に便ならず、下之加江村は灣の北側に在り、葛籠山（ツツラヤマ）其背に横はる、下田の南三里、中生層の粘板岩より、硯石材を採出す。下之加江、今伊豆田（イツタ）村と改む、延喜式、幡多郡伊豆多神社は此に在る歟、土佐式社考云、伊豆多神社、在伊豆多坂西、鳴川谷高知山、以玉石三枚爲神躰。

（伊豆多）

三原（ミハラ） 下之加江の西なる山村なり、南路志所援、應德二年福浦宗呂兩專當の讓狀に、三原郷の名見ゆ。此村山野廣衍にして、西は福浦、南は宗呂に至り、東西三里南北二里、天成の牧場なり、延喜式に見ゆる沼山村牧は此東、南嶺に今野山（イノヤマ）の名あり。

沼山（ヌヤマ） 延喜兵部式云、土佐國沼山村馬牧、右牧馬五六歲、牛四五歲、毎年進左右馬寮。

鯨野郷（イサノ） 和名抄、幡多郡鯨野郷。○今清松（キヨマツ）村、上灘（カミナダ）村、三崎村等、蹉跎の洋邊の村なるべし、清松に大字伊佐存す、鯨魚を古言伊佐と云ふ、此海上古より捕鯨の業をなす所なり、土佐國の鯨の條を參考すべし。

足摺埼（アシズリ） 又蹉跎岬（アシズリノミサキ）に作る、蹉跎の字に因り、佐田とも呼ぶことあり、此岬角は下之加江の南に於て、東南に延伸する半島地（上灘清松の二村あり長三里横一里）の極端に在り、岬の北西臼碆に至る間、伊佐と字する邊に、金剛福寺と號する眞言教場あり、最御埼（ホツミサキ）の金剛頂寺と相對比す。○水路志云、足摺は四國南岸中最南に斗出せる一半島の外端にあり、埼上は高陸にして山脈連亘し、中に樹木繁茂せる著明なる丹頂山あり、白皇山と稱す、高さ一四八〇呎、遠望すれば馬鞍形島の如くにして、天氣晴朗なるときは四十海里内外より見るを得べし、之を北方より望めば其双圓頭著明也、臼碆（ウスバエ）埼は足摺埼の西方二海里にありて、南西に突出す、埼上二坐の樹峯あり、其高さ方三九六呎、埼端露岩羅列し、夫より南西凡二鏈に一淺灘あり臼碆と曰ふ、灘上水深四尋、其周圍は陸界にして、其外側は二十九尋或四十尋の水深あり、岩とは方言岩礁なり。

（蹉跎岬）

（臼碆）

みけ向ふ南の海にさしでたる佐陀の御埼に雲たちのぼる、雨雲の晴るゝまに〱神さぶるさたのみさきはさやに見えつゝ、　　今村　田主

金剛福寺（コンガウフク） 今清松村大字松尾（マツヲ）の東に在り、中村を距る十里、眞言宗の道場にして、弘法大師の開創とぞ、弘法室戸の最御埼に行道したれば、此地も同時の遺蹟にや、中世以降補陀落山に擬擬し、南海の靈場と爲す。寛永八年山内忠義重修する所あり、觀音堂（方七間）大師堂、多寶塔、鐘樓、二王門等巍々乎たり、四國巡拜三十八番の札所也。寺塔海崖の上に列し、下には巖石錯出、奇を呈し、怪を示し、煙波渺漭として其際涯を見ず、誠に神靈垂跡のむなしからざるを知る。○長門本平家物語云、治承元年、丹波少將成經は、備中瀬尾（セノヲ）湯ゆく井と云所より御船に召て、浪路遙に漕浮、是は伊豫國夏地（夏地未詳）に着てめぐられける、高く聳えたる遠山の遙に見えけるは、あれはいつくぞと少將問給へば、土佐の波多足摺の御埼と申ければ、少將聞出して、さては昔理一と申僧有き、有漏の身を以普陀落山を拜んと誓て、一千日の行法を始、御弟子の理けんと申一人許召具して、船押浮給に、

（松尾）

向風烈く吹て元の浦に吹返す、理一猶行法の功否日して、唯一人舟に付す、舟は空船にて白布の帆懸て、順風に任せ遥に遠ざかる、弟子理けんは聖人に捨られ、普陀落を拜むべからざる事を悲み、舟の隠るゝ迄名殘惜く塗奉り、餘りたへがたさに、倒伏し足摺をして喚悲を、足摺地を穿ち身は隠る計になりぬ、聖人を慕志の切なりしによりて、魂去て現に普陀落を拜奉り、姿は此所に留り本地觀音にましませば、垂跡足摺明神にてましますゝ、ござんなれ昔の別れ因位の時の事は知らず、成經が今の歎を止め給へ、本地觀世音菩薩垂跡、大慈大悲足摺明神とて餘所ながら伏拜遙に涌別る。○足摺山金剛福寺所藏文書云、

幡多郡收納所、宛行蹉跎御崎千手觀音經供田事、合参町恒枝領地一町、石國領地五段、恒時領地一町、御崎村五段云々、應保元年、

前攝政殿所下、土佐幡多庄官百姓等、仰下二箇條、一可令任實例奉免金剛福寺供田陸町事、在本郷三町、浦國名壹町、(字伊布里北限簑作谷)恒時名壹町、(限西切間河内崎)山田郷三町、九樹名内本田(東限金柄崎西限小布木南限幡峯北限山河)云々、正嘉二年七月、預所備中守中原朝臣、

(以南)(以布利)

此他に弘安四年文書曰「金剛福寺陸町、以南村内伊布里名壹町、中村内觀音丸名壹町、同村內曾禰猶油壹町、具同村布賀木名壹町」と、此以南(イナン)村は道家塢分記に以南庄とありて、今の上灘村の地なるべし、今以布利(イフリ)の大字存す、又嘉禎三年文書「蹉跎香山寺、在土佐國幡多御莊本郷內、領田三町事、小塚村内大坪田一町、早代内長岡一町、中津町田一町、法橋上人位、」などゝあり。

足摺山寺の大師尊傳は十巻、應永廿三年の奥書あり、又金剛福寺縁起は卷末に、

享祿壬辰仲湼槃前七日、依大檀越卿貢誌之、孤山羊僧尊海

とあり、此縁起の中に曰く、法性寺關白殿下(忠道世仁公十一代孫)殊に敬信の誠を抽させたまひ、過分の租穀を付させ給ふとか、後光明峰寺關白殿下(家經公、法性當寺殿四代孫)御願書に云、

伏願、依今生打開佛院大道覺、知如來之心源、消除無始苦業、被滅現在魔軍、乗子孫昌榮壽福增長、一々所願成就圓滿、

正應二年己丑八月十五日、弟子臣一位藤原朝臣家經、

榛心院内相府(内美公後光明峯寺殿御息)當宮供養御願文云、家門是穩、久保鶴椿萬葉之算、堂閣不傾、永覃龍華三年之期、

正安二年二月日、大納言左近衛大將藤原朝臣内美、

中世の貴遊の様を見るべし。

清水(キヨミヅ)　今松尾と合し、清松村と曰ふ、清水港は金剛福寺の北方一里半、以布利の西、加久見の東なり。港門は南西に面し、幅凡二鏈、深入一海里三鏈、南西風の外は能く各方の風を拒くと雖、狭隘なるが故に、大船の宿泊に適せず。

水路志云、足摺埼より西押日埼(オシメ)に至る、直徑凡十海里の海、高岸多く、間々低濱を交へ、概して西方に走る、其間大小數多の港灣ありと雖、直接太平洋に面するが故に、波濤常に滾入し泊地に適せず、其僅に小船の宿泊に適するもの、清水と古滿目との二港あるのみ。

三崎(ミサキ)　清水港の西二里を三崎村と云ふ、一岬村の西南に突出す、長二十町許、此岬角の西なる海濱に一丘あり、此山丘の汀に奇岩醜石磊々として在り、謂ゆる龍串なり、蓋潮浪山丘を衝激して岩石を穿蝕し、以て此景状を呈したる者とす。

(龍串)

龍串(タツクシ)の汀際凡八町、屏風山に始め面向不背山に終る、其間三十六景、又四十八景、乃至七十二景、八十景の稱あり、皆觀客の好事指目に出つ、凡岩石の奇怪千狀萬態也、然れども其境域遠なれば、往詣者少しと云ふ、山木介觀々頒する冊子に龍串の景を寫し、小引を載して曰「化石志遺職、石形何物奇、達人偶來見、各備遊忘時、又有稱何可哀、有布世塊夫、縦得後兒怒、免識見摶門」、○龍串の岩石の名目、鞍置石、神石(ジンイシ)、月石、大竹石、小竹石、屏風山、男体山、女体山、舟子石、碁盤石、鬼面石、龍門濱、鯉石、盲人石、圖書道、千疊石、蓬莱山、違棚(チカヒダナ)石、浮橋石、鯨石、鬣蘭石、寶剣石、象鼻岩、鬼裂石、絞幕(シボリマク)石、唐兒(カラコ)石、三鈷石等枚擧に遑あらず、又其西方の沙濱には珊瑚の碎片汰り上げ、貝殻遍地、五彩目を奪ふ。

土佐遺聞錄云、龍串の勝景は土佐物語、南路志等に早く其命名出て、其大略は、

鯨石、馬鞍石、鰐口石、手水石、玉虫石、鳥形石、アウン龍石(兩岬端に在る岩石にして、龍の口を開合する狀あり)渦石、鹿落角石、大竹小竹石、絞幕石、大師姿石、蛇石、布引石、蕨石、月に見石、花瓶石、天人舞臺石、仙人碁盤石、雪中梅、蛙石、鴫鎚石、月形石、額石、仙人の洞石、唐獅子岩、龍門滯石、兜石、手頭石、蹴鞠石、座頭蓋禮石、(頭部を砕き去り、今形似を損ずといふ)馬足蹄石、瓢石、千疊敷石、違棚石、梅枯木石、礫石、紺屋形石、面向不背山、不動後光石、中將姫化粧石、瀑浮橋、

抑も龍串の地質は、第三紀層即ち「ターシャーリー」層の赤褐色砂岩にして、其質脆弱、海水の浸蝕に遇ふて此の如き奇形をなす、而も千篇一律に、全幅の景色著しき變化を認めず、唯だ其中アウン龍石の規模稍々大に、面向不背山の突傭獨立なる如き、頗る眼目を新にするを覺ゆるのみ、蓋し龍串の地名はアウン龍石の絶奇なるより、龍の口石と呼び、轉じて終に其音を訛せるものなりと

いふ、鵜帯の西岸を同浦といふ、此は一條兼定の豐後落の古迹也、其海濱を櫻濱となす、白砂一帶皎潔雪の如く、而して紅黄五色の櫻貝紛然其上に散布し、或は綠色珊瑚の碎片を雜ゆ、極めて美觀なり。

宗呂（ソウロ） 三崎の西なる一村なり、今下川口（シモカハクチ）村と改む、應德二年古文書に「宿浦そうろの兩專當職」あり、宗呂は當時一知行地の總名に呼びしごとし、樹名棕呂より出てし歟、未考。

才角（サイツノ） 三崎の西三里を才角浦と云ふ、今月灘（ツキナダ）と改む、左右に兩岬あり、右を朴埼左を叶埼と曰ふ、足摺の西凡十五海里。○水路志云、朴埼は高き險崖角にして、一圓の松樹水面に傾き、其南方二鏈の間は礁石伸出し、其外端に礁石を露はし、白浪著く飜揚す、此埼の西岸は崩潰して丹褐色を帶び、是より古滿目港迄は、岸勢斜降して北西に向走し、海底險惡にして、數多の小嶼及び岩石碁布す。

奥内（オクウチ） 才角の西を奥内村と云ふ、福良山の西南方に延伸する角端の地なり、其東岸に古滿目港、西岸に安滿地港あり、極端を押目鼻と曰ふ、柏島其傍に在り、沖島は海上三海里を隔つ。

古滿目（コマメ） 朴埼の西北凡四海里を古滿目と云ふ、港口は南方に開くと雖、南西方に深入すること凡一海里、且沿岸高地なるを以て、能く風浪を障蔽す、港の南濱に古滿目村あり。○古滿目の北二里を大字弘見（ヒロミ）と曰ふ、弘見より福良山を踰え、宿毛に至る凡三里。

（見弘）

押目埼（オシメ） 古滿目の西南三海里、朴埼の西六海里に在り、即南西に斗出せる高山脈の盡頭にして、埼端の白岸最も著なり、此鼻端の直に北西にある柏島は、同貌の山にて黄褐色を呈し、高さ四五〇呎、遠望すればおしめ鼻と離れ易し、此島の東側に一避泊所あり、おしめ鼻と沖之島間の水道は、漲落共に潮流強く且激浪あり、漲潮（南東流）に在てはおしめ鼻近傍最も激にして、北西流來るときは殊に其勢を增す、又南風には大濤を起す。（水路志）

柏島（カシハ） 今奥内村に屬す、一切（イッサイ）浦の西數十間の海潮を隔て、周廻二十六町の小洲なれど、戸數一百六十戸、漁船多し。○地學雜誌云、柏島、土佐西南端に孤在す、漁業の集注地なり、漁期（鰤、鰮、烏賊、鯖）に際しては、遠く愛媛山口大分宮崎鹿兒島の諸縣より來り會す、家屋の制は短低なるを常とし、絶えて棟梁を見ず、南方なる港上の絶壁（高一百尺）上には、[illegible]を築き[illegible]を伺はしめ、天與の好漁場とす、又村の中央なる神堂の庭前には、幾株の[illegible]ありて、其大なるものに至ては大さ一抱に過ぎ、枝條の横臥せる状大に雅致あるを覺ふ、土人之を崇て神木となす、此島地狹く山低きなれば、只北面なる山腹の岩隙（高一百尺）僅に一條の涌泉を見る。○水産報告云、柏島は土佐の西南端に在りて、陸地を去る數丈の海中に位し、[illegible]たる一小島に過ぎざるも、時々往來の要區に當り、其近傍の漁區の[illegible]に當す、是を以て四方の漁者常に[illegible]し、肥前筑前、伊[illegible]等地方より來漁す、重なる漁獲物は鰮（うるめひらご）鰹、鯖、鰤、鯛にて、有名なる土佐節の[illegible]を製す、本島は本縣陸地に接近し、其間僅に六十間にして、此海峽常に潮流の往來するも、[illegible]して[illegible]を設置することを能はざりき、又本島は三角形の丘陵にして、四周平地に乏しく、常に風浪の侵害あるを以て、[illegible]を安全に[illegible]することを得ざりしが、[illegible]の頃、[illegible]中貝廣（號[illegible]山）[illegible]突堤の工事を計畫し、此工事の竣功せしより、島民も共に安んじ、突堤の爲めに[illegible]好漁地を[illegible]し、又[illegible]を安全に碇繋せしむることを得るに至れりと云ふ（又其突堤を築きて陸地と島との水道を狹くするや、陸地に接する水道に白砂を沈澱せしめ、[illegible]地の水道に沿ふて進行する時、白砂の[illegible]るを以て、既て突堤の方へ避る故に、此突堤の際に敷網を設けて捕獲することを得、土人の口碑に因れは、當時地方より白砂を運搬せしむるに、壹萬兩を費せしと云ふ、貝[illegible]の漁業に意を用へたる一端を知るに足る、是れ島人の談にして果して此の事あるや否や、是に書して他日の參考とす）其突堤長百五十間、高約一間半（堤敷十八間棄石左右五十間）防風堤、長三百八十間、明治十七年、小祠を建てゝ、野中君を祭る、近年毎歳漁獲價約金三万五千圓。

檳榔島（ビラウ） 又蒲葵に作る、柏島の南一海里、頂稍峰急起、三八〇呎に上る、一山蒲葵多し、邦俗蒲葵檳榔同物と爲し、古書アヂマサと曰ふ、形状を同じく、熱帶地方の特産品なり、[illegible]に[illegible]て甚大なりと雖、分岐稍小なり。○按に、延喜式、伊豫國貢檳榔二百枚を例貢とせる事見ゆ、往時伊豫國人に此島にて蒲葵を取りたるならん、又宇和島日振島地にも、當時は蒲葵生育しけるにや、近世にも沖島は宇和島領なりしを想へば、土佐國内なれど、伊豫國人之を知行しけん（萬治年中、山内伊達二家より國境海陸の分界爭あり、近時に至るも境界の域、猶土民相爭ふ所ありと云ふ）

沖之島（オキノ）（島母） 古名妹兄（イモセ）島と曰ふ、柏島の西に在り、母島を本島とす、南北一里、東西十二町、實は二島[illegible]、[illegible]島と呼ふ、戸數二百、母島の西に[illegible]島あり、母島の北に[illegible]島あり、並に小嶼なれども、戸數數十あり、今合同して沖之島村と曰ふ。近世は伊豫宇和島藩の知行地なりしも、今昔[illegible]に拘らず地形を推すに、幡多郡の屬島たるや明白なり。○水路志云、沖之島は押目鼻西南三海里、島の高一三一[illegible]、[illegible]なり、島の[illegible]二の險濱を[illegible]外に[illegible]又は[illegible]にして登るへからず、沖之島は[illegible]海に[illegible]る著明の目標にして、晴天には三十海里外より望見すへし、（地學雜誌云、沖之島は[illegible]

る者にして、其一定の價値なくし、アカウ多く、所によりて珊瑚の産出するを見る、又海中には土佐海の特有物産なる珊瑚ありて、其採採場は沖島鵜來島間の瀬戸、及び串箇岬(沖島)の南方にあり、而して他の六射類八射類は海底到る所に繁殖すれども、所謂珊瑚礁なるものは其小なるものだも見ることなし、斯く氣候の温暖なるは、甚好ましき次第なれども、只恐るべきは風力の烈しきとにて、夏期に於ける西北風、晩期に於ける南風は、交通に不便を與ふると少からず、然るのみならず颶風經過の要衝なる、國家通過の門戸たるを以て、其襲來に逢ふと多し。

妹兄島（イモセ）

今昔物語に云、土佐國妹兄行住不知島語曰、今昔土佐國幡多郡に住する下衆ありけり、己が住浦には非ず、他の浦に田を作けるに、食物より始て種苗、馬齒、辛鋤、鎌鍬、斧鍋など云ふ物に至るまで、家の具一所に船に取入、十四五歳許有男子、其が弟に十二三歳許有女子を船に守り目に置て、父母は殖人雇はむとて陸に登りにけり、白地と思て船をば少し引居て、綱をば棄て置たりけるに、此二人の童部は船底に寄臥たりけるが、其間に滿潮にければ、舟は浮たりけるを、放つ風に少し吹被出たりける程に、澳に出にければ、其時に童部驚て泣迚へども可爲樣もなくて、只吹れて行けり、童部恐々陸に下て船を繋て見れば、敢て人なし、二人泣居たれども甲斐なし、然りとて命を可棄に非ず、此食物の有む限こそ、少しつゝも食て命を助けめ、此が失畢なむ後は如何にしてか命は可生、然れば去來此苗の未枯前に殖んとて、水の有たる所の田に作るべきを求出して、有ける隨に殖てけり、然して斧鍬など有りければ、木伐て菴など造て居たりけるに、生物の木實時に隨て多かりければ、其を取食つゝ明し暮す程に、秋にもなりにけり、可然にや有けむ、作たる田糸能出來たりければ、多く苅置て、妹兄過す程に、漸く年來に成りたれば、然りとて可有事に非ねば、妹兄夫婦になりぬ、然て年來を經る程に、男子女子數産次けて、其れを亦夫婦となしつ、大なる島なりければ、田多く作り弘げてぞ、于今有ける、土佐の國の南の沖に、妹兄の島とて有とぞ、人語りし、此を思ふに、前生の宿世に依てこそは、其島にも行住、妹兄も夫婦ともなりけめとなむ、語り傳へけるとなり。

小筑紫（コツクシ）

弘見の北一里半、今福良浦を并せ、小筑紫村と曰ふ、福良は南路志所引、康暦二年古文書に、福浦に作り、福浦宗呂兩專當の三原、奥内、平田郷内の讓與處分見ゆ。

福良（フクラ）

水路志云、此港門四方に開き、濶さ四鏈、灣入一海里、水深八九尋、高陵に包まる、西風には浪濤衝來するも、南方に深入するを以て、餘波を受けず、然れども狹隘なるを以て、大船を入るゝに適せず、港の北角松之鼻は傾斜角にして、角端陸岸なり、宿毛灣の南角たり。

宿毛（スクモ）

小筑紫の北一里半、午背川の末に當り、海港を有す、人口三千、中村の西六里、宇和島の南十三里、港は福良の北一海里にして、大小の數嶼群集す、此嶼を以て港の北角西側とし、北へ灣入一海里、(此村は山內家の時、家老伊賀氏の采地たり)

丁丑九月、土南雜詠　　失名

秋滿九十九長濱、一帶奔潮二峽間、風雨海樓悲夢冷、
隱篷近望日州山、
達帆一白晩晴空、樓臥水明山樹中、百二島嶼呼欲答、
縱浪吹送好南風、

人類學會雜志云、石器時代の遺跡たる貝塚は、土州には頗稀少なり、唯幡多郡宿毛村あり、抑宿毛は南北東の三面重疊たる山脈を負ひ、西の一面は内海に臨み、松田川北より來り海に注ぐ、大邊は沖積層の水田にして、宿毛村の人家は又其中央に散簇す、貝塚は人家の西二十町にあり、一堆の小丘、潮浦の□□は今は十町餘になり、其一介□は蠣殼大約同□□尺許、貝層の厚一尺乃至六尺餘なり、貝殼并土器破片を交ふ。○土佐記云、天正二年、中村より西御庄端まで一味して、其同志本に要害を構へ元親に背く、元親は至中村、陣して合戰の評議あり、要本の城は三日の内に攻落し、宿毛與州迄殘所なく、其より南足摺邊の灘目迄悉く手に入、拇吉奈の城は十市備後守、宿毛の城は野田甚左衛門預る、此度にて幡多弓矢靜謐す、又一書云、天正七年、御庄越前守降參せず、長曾我部右衛門大夫は、宿毛城に在り、十市備後は吉奈（ヨシナ）城を守る、備後計策を廻らし、某越城を攻む、右衛門先んせらるゝを憾ち、急に兵を起して緑城を攻め之を下だす、互に相抗する數月、越前撫く力竭れ、遂に質を出し降を乞ふ、○教育史料云、野中良繼(兼山)土佐の藩政を執る三十年、事皆一人に歸る、如此して萬行に至る、是に於て諸議喧騰す、寛文三年七月、老臣連署して之を訟ふ、良繼自劾して致仕す、歿後遺族幡多郡宿毛に謫せらる、婉は良繼の第三女なり、安履亭と號す、宿毛に在り禁錮せらる事四十年、學を勤め怠らず、後谷重遠を師として、其說を篤信し、能く四書五經を講ず(野中一族の墓、今宿毛東福寺址に在り)

橋上（ハシカミ）

今橋上村と云ふ、宿毛の北、午背（ウマノセ）川(一名松田川)の上流に在り、篠山の東麓に當る、午背川は宇和郡界に發源し、篠山の北東を繞り、宿毛港に入る長八里。

枚田郷（ヒラタ）

和名抄、幡多郡枚田郷。○今平田村、和田村(宿毛上郷)宿毛村、小筑紫村等なるべし。東鑑、壽永元年小松内府家人平田太郎俊遠、當國の流人源希義を討つこと見ゆ、此郷士なるべし、又應永二年の古簡に、平田郷と錄す、東は山田郷、南は三原奥内に至る。○土佐式社考云、延喜式、幡多郡高知坐（タカチ）神社、在枚田郷

(內戸)

戸内村（今平田村大字）本神體青黒玉石、盛以閼箱、重貯以箱、攝神體青石、藏於杉箱、共二座、近里攝社多、俗作高狩者謬也。

藤林寺址　宿毛の東一里半、平田村大字戸内に在り、近年廢寺となれど、一條國司の墓存す、明塔三基、房家、房冬、房基の三卿とぞ、其背に一小祠あり、扉にのぼり藤の紋所あるは、一條家の廟たるを知るに足る（名勝地志）南路志云、房家爲土佐一條祖、正二位權大納言、天文八年薨于中村、六十五歳、號藤林寺、古址在平田村戸内、藤林寺寺記曰、開基一條大納言房家公。

南宇和郡　今愛媛縣伊豫國

由良埼　内海村、（柏浦とも云ふ）の西方に突出する畸形の長岬なり、其端は南折し更に西に向ふて埼頭を延伸す、地頸より埼頭まで凡四里とす、宇和南北二郡之に由りて分る。○水路志云、由良埼は狹長なる一角にして、日振島の南々東十海里、其角頂の高さ八四〇呎、此角附近は潮流激湍を成し、其遠力二鏈より四鏈に至る、西々北凡二十海里をへだて、豐後の鶴戸埼を望むべし、其中間に水之子岩あり、豐後水道の一險なり。

御庄　今の南宇和六村の地は中世觀自在寺の御庄と總稱す、比叡山延暦寺の[illegible]なりしと云ふ、其首部たる平城驛の邊をば今御庄村と[illegible]（宇和舊記）[illegible]云、御庄の稱とは昔叡山の知行にて、代官の役僧來り、平城村に居住して、收納の物成を京にのぼせけるに、度々海賊の難に逢ひけるが、後代官僧の子兵庫[illegible]是を御庄の守護と稱せり、其子左馬頭、其子[illegible]太夫[illegible]と宇和舊記に見えたり、清良記に兵庫[illegible]、其子左馬[illegible]といへり、即西園寺家十五將の一人にして、松庄の内にて高五千九百石を知行して、世に御庄殿と稱す、苗字を勸修寺と曰ふ。○南海治亂記云、天正十二年、宇和郡の内御莊越前守と云兵將あり、名家の末也、城五つ持て大身也、本城、里城、緑、[illegible]越、新城等也、[illegible]越の城は土佐の宿毛より三里の山越也、土佐勢は才覺を以て[illegible]越の城を拔き、次に緑の城を行かゝりに乘取る、其近所新城と云は、兩城の落たるを見て明退く、右三箇所の城兵本城につぼみ入る、附城出來て、天正十二年二月迄附城に在番して明隙なき故に、御莊越前守是非なく降參して、人質を出し和平になる。

觀自在寺　愛媛縣誌云、此寺平城村に在り、眞言宗を奉ず、本尊藥師如來觀音、空海開基也と云、昔は七堂伽藍なりしを、屢火に燒失て、今藥師堂のみ存せり、四國順拜四十番の札所なり、此外[illegible]山に觀世音寺、正木村に觀音光寺、緑村に智出光寺等あり、是を御庄四字の四箇寺と稱す。

平城　今御庄村と改む、宇和島の南九里、宿毛の西北四里、小[illegible]なり（水路志云、平城港は[illegible]灣の北に在り、由良埼の南東東方約六海里、更に南東に灣入すること三海里餘の小港なり、港口闊さ二鏈餘、港内水深八尋乃至二十五尋、泥底にしてよく諸風を保障し、頗好錨地なり、灣首に川あり高潮のとき小艇を通ずべし、此川口一小嶼あり、平城驛は川の右岸にあり、人口約二千餘、日用品を辨ずべし。

人類學會雜誌云、南宇和郡の平城驛、小字町畑に貝塚あり、此平城の地勢たる、[illegible]は連山を負ひ西の一面は海に向ひ、僧都川東より來り、沖積層をなす、貝塚所在の地は[illegible]山の支脈南に盡きて稍しく低くなり、市街東西に横はせる所なり、貝塚の高さ海面を拔く二三間許、海濱を距る十町餘、[illegible]七八尺許、貝層の厚一間内外に及ぶ、里人の談には往々貝層中より人骨の如きものを堀出し、他所に改葬せること屢なりと云へり。

皿山　御庄村の西南に一半島地あり、今西外海村と云ふ、亂形にして幾多の港灣岬角を成す、皿山は其西端に特起す、南北傍に鹿島横島等の岩嶼あり、福浦、舟越浦、久良浦等は半島地の東南岸に在り。○水路志云、福浦は皿山の東麓にあり、山脈聯續するを以て各方の風を拒ぎ、四時平穩、又一險礙なく、最好の避泊處なり、皿山（一五〇〇呎）は頂上樹林あり、晴天には遠距離より望見すべし、皿山の西南二面は大洋にして、鼻面埼は南方に突出し、高茂埼は西南に向ひ、角傍亂岩出沒し、二海里の遠きに及ぶ、沖之層と云ふ。

（福浦）

舟越浦　今西外海村に屬す、福浦の北に隣る一港なり。水路志云、舟越浦は港口闊七鏈、灣入二海里、一の險礙なし能く諸風を拒ぎ、港内到る處錨地とすべきも、三十尋以下の地を最好とす。

久良浦　今深浦と合同して東外海村と曰ふ、平城驛の南一里に在り。○水路志、久良浦は宿毛灣の西に當り、一灣あり北東に灣入するを深浦と曰ひ、北西に灣入するを久良浦と曰ふ、前者は四時平穩なれども、狹隘にして小船の泊地に過ぎず、後者は其闊六鏈、灣入凡一海里半、水深三十尋乃至八九尋、船舶數艘を入るべき安穩の避泊場なり。

笹山　平城驛の東北、一本松村の北に聳ゆる山嶺なり、上に神祠あり、其高頂を黒尊山と名づく、山麓正木（今一本松村）に供僧ありて、歡喜光寺と曰へり。○愛媛縣誌云、笹山權現は用明帝の朝に建立、光孝帝の御宇より[illegible]へり、笹山の腰を引廻したる道あり、此道より上を[illegible]座と云、頂上に矢筈池あり、麓に柳川とて垢離取川有、三所より參詣する道あれども、いづれも柳川を渡る也、宇和舊記に、明暦二年九月上旬より、土佐領と

（正木）（黒尊山）

宇和島伊達[illegible]人、付、江戸[illegible]御[illegible]所へ[illegible]に[illegible]御[illegible]にて損に[illegible]、双方與人[illegible]に云ふ「[illegible]山權現[illegible]山、伊豫土佐兩國可有御用候、此上神主從土州、別當者從豫州、可有[illegible]候、此外[illegible]」など見ゆ。（南豫史云、昔[illegible]一條[illegible]兼定公の夫人は、豐後の大友家の[illegible]なり、[illegible]の[illegible]人をおまんといふ、此女は兼定公御手掛なりしが、本國へ放逐せらる、おまん朝夕わすれ難く、土佐の篠山は靈験あると聞き祈誓す、兼定公にも又[illegible]に[illegible]、[illegible]人歌に「[illegible]見た、御[illegible]の森で、おまんかわいや布さらす」と今もうたふ。

[illegible]山觀世音寺佛像[illegible]（宇和島舊記）

[illegible]、豫州觀自在寺御庄、篠山靈宮寺本尊、左不動明王也、右毘沙門天王也、于時[illegible]仁三年己丑（中略）大檀那法眼宗[illegible]和尚、[illegible]當寺作者也、大願主赤岡山興[illegible]寺[illegible]比丘[illegible]

鰐口井に銘にも、豫州觀自在寺御庄篠山云々と銘したり、本朝俗[illegible]云伊與土佐の界山上に篠山權現の社あり、むかし土佐の國の山下正木村と云所の土民、夢中に熊野權現影向ましくて、此山に跡を垂玉ひて、火難盜難の災を除しめんとの夢想をかふむり、棟の木を神木とあがめ、社を建立す。

西海道

西海道（サイカイダウ）　本州西偏の一大島及び其屬嶼より成る、古へ筑紫島とも云へり、又九國に分てるを以て、後世專ら九州（キウシウ）と稱す。

（九州）（筑紫洲）

古事記云、筑紫島、身一而有面四、毎面有名、故筑紫國謂白日別、豐國（トヨクニ）謂豐日別、肥國謂建日別、日向國謂豐久士比泥別、（肥國以下、本書に誤錯あり、日向國の條を參考）神代紀には筑紫洲（ツクシノシマ）に作り、釋紀云、筑紫洲、

先儒之說、有四義、一云、此地形、如木菟之身、故名之也、木菟者之名、此云都久、二云、公望案、筑後國風土記曰、筑後國者、本與筑前國合爲一國、昔此兩國之間山、有峻狹坂、往來之人、所駕鞍韉被摩盡、土人曰鞍韉盡坂、（下略）

蓋筑紫島の起因は、今の兩筑間の小地名より出てゝ、漸次して西海一道にまで及ぼしゝ者と信せらる。（筑前筑紫郡、紫坂、筑紫神社の諸項を參考すべし、近世の諸家、此國は万葉に「仇守る筑紫（ツクイシ）への城ぞ」とありて、其海濱に石壘を起して、之を築石（ツクイシ）と曰へるに起ると云說、又万葉に「馬の爪都久志（ツクシ）の埼」とあるに因み、我邦の西の端なれば、行き盡しの意より其名起ると云說あり、皆採り難きに似たり）又西州（神代紀）西偏（古事記）西道（崇神紀）等の名目あれど、共に方位の指示にして、未た地名の例に上らず、（後世に西國（サイコク）と云ふは、蓋是等の語に出てゝ、沿革したる也）但し古語「筑紫日向（ツクシノヒウガ）」と云ふは、北偏に起れる筑紫と、南偏に起れる日向の兩名を合同せる總號なり、是の場合には、對比の稱にあらず（古事記、神武東征の條に「自日向發、幸行筑紫」とあるは對比の例なり）又係屬の稱にあらず、（日向國の條を參考）故に日向の名を以て、或は筑紫島に代表せしめし例あり、國造本紀に「[illegible]發自日向、赴向倭國（ヤマト）、東征」とある如き是也。

筑紫島は西北南の三面、遠洋外邦を控へ、形勝要害の所なり、古聖皇の詔旨に「是朕之外朝也、千里合符、一方寄重一と見ゆ、故に又特に大臣を置き、[illegible]して太宰と云ふ、其始めは太宰府の[illegible]下に[illegible]にす[illegible]、初めて西海道を管き、筑前筑後、豐前豐後、肥前肥後、日向の七國及び壹岐對馬二島を管す、二年、薩摩國及び多褹島を分管し、八國三島を管る。和銅六年、大隅國を分置し、九國三島を管る、天長元年、多褹島を停めて大隅に隷し、是に於て九州二島（キウシウニタウ）の名定まる。又天平年中太宰府を改め鎭西（チンゼイ）府と曰へしことあり、是により後人鎭西を以て、九州の別稱と爲すことあり。

（鎭西）

因に云ふ筑紫（ツクシ）（古事記には竺志（ツクシ）に作り、欽明紀に竹斯（ツクシ）に作る）は其指す所の方域に數類あるがごとし、西海道の總名に呼ぶ時、西海道の北半、肥國豐國をも併せて呼ぶ時、（九州を三區分して、三前（サンゼン）、三後、奥國と云ふ場合の三前三後是也、奥（オク）の國とは日向大隅薩摩を指す）專ら筑前もしくは太宰府を指して呼ぶ時、筑前筑後に限りて呼ぶ時　是なり。

（筑紫）（竺志）

北史云、隋大業四年、上遣文林郎裴世清、使倭國、度百濟行至竹島、南望耽羅國、經都斯麻（ツシマ）國、迥在大海中、又東至一支（イキ）國、又至竹斯（ツクシ）國、又東至秦王國、其人同於華夏、以爲夷洲、疑不能明也、又經十餘國、達於海岸、自竹斯以東、皆附庸於倭。

（竹斯）

白縫の筑紫の綿は身に著けて未はきねど暖に見ゆ（万葉集）筑紫舟いまだもこねばあらかじめあらぶる君を見るが悲しさ、此にありて筑紫やいつこ白雲の棚引山の方にし有るらし、天地の神を祈りてさつ矢ぬき都久志の島をさして行く我は、（以上）

九州は面積凡二千三百餘方里、壹岐、對馬、五島、天草、種子、奄美（アマミ）等の屬嶼、凡三百五十餘方里とす、今七縣治を置かれ之を管す。

又云、筑紫の名義は美（ウツクシ）、嚴（オゴソカ）のイツクシに通ひ、其[illegible]根同しかるべし）の意なりと說くものあり、

已に筑紫をツックシと轉するも其例あり「神社啓蒙云、祇園社美御前三座、社家者流云、素盞嗚尊所生之三女神也、第一京上臈、第二岐御前、第三小上臈」と、この美御前とは筑紫三女神の謂なれば、彼說も因原する所あり、而も附會の嫌あるを免れず。又都久志を古人筑紫、竺志、竹斯等に寫し、其發音はチクシにやとも疑はる、然れども是は漢韓人の我地名を文字に寫すにあたりて假りたる者にして、我固有の發音のツをば、チとひがめて寫したる歟、我國語には正しくツと唱ふること毫毛の疑なし。

豐後國

豐後（ブンゴ）國

九州の東北部にして、阿蘇火山の東に在り、其海洋を豐後水道と云ひ、四國伊豫と相對し、其隘處を佐賀關海峽と曰ふ、國埼半島は北方に延び、伊豫灘と周防灘に連接す、日田玖珠二郡は豐後に屬すと雖、全く水系を異にし、筑後川（千年川）の上流なり。今一國三百五十方里、十郡に分ち、大分縣廳を置きて之を治す。

豐後は和名抄、止與久爾乃美知乃之利と訓す、人丸集の古歌にはブゴと音せり。本國豐前と共に豐國と云ふ、文武天皇の時初て豐後を建つ、文武紀二年に、豐後國の名見ゆ。豐後は古風土記幷に弘安八年圖田帳世に傳ふ、斷簡零編と雖、徵古に益あり。○豐後は國造本紀に大分國、國前國、比多國と云ひ三に分る、蓋豐國（トヨノクニ）は豐前仲津郡を本據とし、尙廣く其東南にも及ぼせる汎稱なり、風土記云「豐後國者、本與豐前國、合爲一國者、纏向日代宮御宇、大足彥天皇、詔豐國直等祖菟名手、遣治豐國、往到豐前國仲津郡中臣（ナカトミ）村、有豐草之瑞、即勅菟名手曰、汝之治國可謂豐國、重賜姓曰豐國直、因曰豐國、後分兩國」是にて其所以を知るべし、又直入（ナホリ）縣の名は景行紀に見ゆ、大分國の西部を指す。○豐後は中古大神（オホガ）姓の氏族繁衍し、壽永中其宗緒方臼杵（ヲカタウスキ）の諸士あり、平家の幼帝を奉し豐前に至るや之を拒ぐ、源賴朝の弟範賴兵を以て周防に至り、緒方の援を得て平家を伐つ。平家滅亡の後、大友能直鎭西奉行に任し、豐後の守護職を賜ふ、大分郡の故府に治し子孫相繼ぎ九州の雄たり。南北亂以後大友氏常に肥後の菊池氏と爭ふ、當世の時兵威大に振ひ肥筑を壓服す、永祿天正中、義鎭（宗麟）仍霸業を失はず。已にして島津氏の侵す所と爲り大敗、殆く國を失ふ、天正十五年、豐臣氏來援、薩兵皆去る。文祿征韓の役、大友義統怯懦を以て罪を獲、封國沒收せらる、能直以降四百年にして亡びたり。豐臣氏德川氏の時、幷に小諸侯を各郡に置き、大友の後を治せしめたり。

豐後（ブンゴ）水道

是れ九州四國の交界にして、日向洋土佐沖と瀨戶內海（伊豫灘周防灘）の間に居る、其南岸（西は豐後海部郡、東は伊豫宇和郡）は犬牙錯互す。○水路志云、豐後水道は佐田岬（伊豫）と佐賀關半島（其西端を關埼と曰ふ）に由て其北口を成し、由良埼と鶴見埼に由て其南口をなす、此水道中最注意すべきは、北口の强き潮流と、南口に近き水子（ミヅノコ）なる孤岩とす、此水道に於て漲潮は北に流れ、落潮は南に流る、而して其東部に於ける潮流速力は三節半なり、水道北口佐田岬附近及び關埼と高島との中間までは、潮流速力三節、乃至三節半、然れども時として其速力六節に達し、猛烈の激潮及渦潮ありといふ。

國埼郡

國埼（クニサキ）郡

（東國東郡）（西國東郡）

今國東に作り、東西の二郡に分る、豐前國の北端にして、方八九里、半島狀を成す、高田港と杵築灣の一線を以て頸部と爲し、其頭首は伊豫周防兩洋の間に突出す。兩子山（フタゴヤマ）半島の中央に盤互し、一郡の山谷之より出づ、其西北岸高田港、竹田津、岐部浦等泊舟の便ありと雖、東岸には風浪を避くるの遮壁なし、面積三十九方里（十九村は西郡に屬し廿一村は東郡に屬す）人口西郡五万、東郡六万。

（國前國）

古事記に、日子刺肩別命（孝靈帝王子）豐國國前臣祖也と、景行紀に「天皇征熊襲、先濟國前臣祖菟名手、令按物狀」とあるに參考すれば、熊襲征伐の際に菟名手初て此地を治めしならん、豐後風土記に豐國直祖菟名手と云ふに合す、而て國造本紀に「國前國造、志賀高穴穗朝、吉備臣同祖、吉備都命六世午佐自命定賜」と錄す、吉備都命は日子刺肩別命の兄にませば、小異ありと謂ふべし。風土記云、國埼郡、鄕六所、里十六、昔者纏向日代宮御宇（景行）天皇、御船從周防國佐婆津、發而度之、遙覽此國、勅曰、彼所見者、若國之埼乎、因曰國埼郡。和名抄、國埼郡君佐木と注し、七鄕に分つ（刊本本郡の鄕を日高に係くる者あり）○豐後國志云、國埼郡、弘安圖田帳、國東郡千六百三十八町、今五万四千五百石、三面瀕海、南據大山、連亘爲固、水陸之要衝也。

國埼（クニサキ）津

類聚三代格云、延曆十五年、太宰府解偁、去天平十八年七月、太政官符偁、官人百姓商旅之徒、從豐前草野津、豐後國埼坂門（サカノト）等津、任意往還、擅漕國物、自今以後、嚴加禁斷、但豐後日向等國、兵衛采女、資物運送人物船、取國埼之津、有往來者、不在禁限云々。○此國埼津は後世其地を失ふ、國前鄕鶴川もしくは津守鄕眞玉

なるべし。

來縄郷（タナハ）(桂川)

和名抄、國埼郡來縄郷、○今來縄村、高田町、玉津村、草地村等なり、國埼半島の西北側頸地に當り、國郡界は本郷の西に在り、(其西境即豐前宇佐郡)都甲（トカフ）川、田原川本郷の東に會し、高田の北に於て海に入る、桂（カツラ）川と曰ふ、長五里、兩子山に發源す。

類聚符宣抄、長元三年太宰府解、豐後國國埼郡來縄郷御廐、有火。○來縄郷は宇佐宮、御封の中にて、宇佐大鏡に來縄郷三百五十町、起請六十八町と載す、弘安圖田帳には、

來縄郷三百町、宇佐宮領、本郷幷餘名二百七十町、郷司來縄勝性坊、智嶽寺院主榮[illegible]　吉久名二十八町、地頭大炊三郎藏人能秦　久末名五町、地頭小田原彌三郎類景云々。

高田（タカタ）(玉津)(芝崎)

今高田町と云ふ、人口四千、桂川の海に注ぐ所に在り、玉津（タマツ）町と一橋を隔つ、宇佐神宮の東北二里、田野相望む、都甲川に沿ふて東兩子（フタゴヤマ）山を經て、鵜川驛(今國埼村なり)に至る凡八里、今西國東郡役所を此地に置く、大分縣廳の北十五里

　高田晩望　　　　遠帆

十里沙灘路、蘆葭田接濱、渡頭當岸碎、山影照江低、漁火微猶在、樵村遠欲無、遠天將穩雨、海角霧模糊、

豐後國志云、桂川東岸を芝崎（シバザキ）(今玉津（タマツ）)西岸を高田市とす、頗殷富なり、其濱即高田港なり、竹田津を距ること五里、高田城趾は芝崎に在り、建久七年、大友能直任國の日、其臣高田掃部助隨從し、乃ち邑を此間に賜ふ、後此に城居、世襲すること十七世、伊賀守正孝に及んで終に亡ぶ、文祿二年秀吉之れを竹中伊豆守重隆に賜ふ、未だ幾何ならず封を府内城に移す、後廢寨となる、蓋し三十六年なり、寛永六年に及び、豐前國龍王城主松平丹後守重直、更に其廢趾を修營して移る、其子東市正英親、正保二年封を木付に移さる、後竟に廢す。(加へ封録云、松平丹後守重直、寛永十年攝州三田より封を豐後國に移され、高田城に治む、封三万七千石)

古刀に豐後高田物と云ひ、有銘の作甚だ多し「豐後州高田住友行、建武二年」などあるを初めとし、平氏藤原氏の姓を唱へ、數十人あり、天正に至るまで其作物盛なり。

草地（クサチ）

高田の北一里なる山村なり、弘安圖田牒に草地庄廿五町地頭大友と。○草地村に古墳累々たり、其中なる甌狀のものを發きしに、石槨あらはれ、刀鐔の腐朽せるものと共に一鏡を得たり、其背に人龍の像を鑄、又周圍に銘あり、

劉氏作竟四夷服多賀國家人民息胡虜殄滅天下復風雨時節五穀熟長保二親得天力大吉利兮(考古)

田染郷（タシブ）(波多方嶺)

和名抄、國埼郡田染郷、○今田染村、河内村、田原（タハラ）村、朝田村是なり、桂川の支源田原川の山谷に在り、東方なる波多方嶺（ハタカタダウゲ）兩子山等稍秀峻なり。○豐後國志云、波多方嶺、杵築城西北三里許に在り、杵築より國東郡高田港に至るには、官道必ず此の嶺を渉る、登臨迂曲、凡一里許、嶺上四顧すれば望海玩す可し、國東速見二郡此に分界す。○圖田帳云、田染郷九十町、宇佐宮領、本郷拾町、大藏[illegible]法眼有實跡、小田原又次郎景秦法師官仙、相傳之由申也、赤丸名貳拾町、地頭名越尾張入道殿、糸永名拾町、地頭肥前國御家人、丹崎淡路法橋座增、横來浦拾五町、地頭大炊判官次郎親基、同三郎親氏、大田原別符拾五町、地頭小田原次郎重直。

富貴寺（フキ）

豐後國志云、富貴寺田原莊蕗（フキ）村(今田染村大字蕗)に在り、相傳ふ、養老年中釋仁聞一大樹を得、二大堂を造る、其大樹以て知るべし、一つは田染郷眞木村にあり、傳來寺と云ふ、他の一つは即ち此寺なり、眞木の大堂は、近頃既に壞損す、獨り此の寺は依然儼存す、堂の廣さ方二丈餘、周壁戸扉悉く細かに諸佛の像を畫く、猶九品曼陀羅圖の如し、金碧五采、極て精巧にして可觀なり、然れども今漫漶、纔に其彷彿を想見するに過ぎず。

田原（タハラ）(沓掛)

高田の東南三里、波多方嶺の下なる山村にして、沓掛（クツカケ）驛とも云ふ。宇佐大鏡に「田原別符、田數五十九町七反卅代、件別符、以天喜五年紀幸兼、並四至可開發領掌由、申請之間、大宮司公則外題有云、如申請者、爲荒野之地者、早開發並子孫、可令掌者、從開發爲半不輸御領、而保元年中以後、爲不輸之神領、子細同于朝見郷」と載せ、圖田帳には、田原郷六十町、宇佐宮領、

本郷四十町　本守護所豐前大炊助入道殿女子、持明院別當入道家後家[illegible]、豐前藏人泰實法師、號借上質券、或爲買得相傳之由申之云、並沙汰掌申之也、　小野一万名拾町、伊賀國御家人八十島左衞門太郎親通。

沓掛の寶陀寺、地方の名刹とす、正平中、邑主田原直平創始、悟塔禪師の開基也　國志云、寶陀寺、悟庵智禪師の草創、今猶其規を奉じ、法燈を維持す、清水寺其側に在り。

史徴墨寶考證云、大友能直の庶子泰廣は田原莊を領し苗字とす、子氏基、弘安蒙古の戰功に因りて、筑前怡土莊を賜はり、孫直貞豐前守たり、子孫因て豐前氏を稱す、田原莊は豐後東北の岬角、豐前の宇佐々田(宇都宮氏の根據)と山嶮を分つ、豐前にも其領地ありしならん。○國志云、大友泰廣、田原沓掛（クツカケ）城に居る、後安岐に移居世襲す、泰廣の孫直貞、豐前藏人と稱す、後剃髮して正曇と號す、貞治元年、菊池武光入寇す、直貞拒み戰ひ能く其寇を全くせり、直貞の孫(貞廣の子)氏能、上總入道と稱す、應安中菊池氏と肥前野老嶺に戰ふて功あり、曾て其氏の爲に泉福寺を建つ、親宗は治部少輔と稱す、氏能の玄孫なり、明應三年、故ありて兵を擧げ豐府を襲

ふ、克たずして所死す、親弘初の名は親實、後薙髮して宗雄、號ノ、大友義鑑に事て功あり、鑑宗の孫なり、親貫は親弘の子、右馬頭と稱す、天正七年叛を謀る、事露れて大友義統の爲めに亡さる、泰廣より親貫に至る十五世、是に至て亡ぶ、後大友宗麟、其二子新九郎親家をして其後を繼がしむ、一說、田原盛直の子直平父卒して尙幼なり、乃ち叔父直貞封を攝ぐ、直平漸く長じ亦田原を稱す、是に於て田原家二となる、其後世々大友氏に服事すと云ふ。（田原親弘は諸書に入道紹忍と云者と同人歟）

都甲

高田の東一里、今美和村、西都甲村、東都甲村の三と爲る、加禮川（一名都甲川）の山谷を占め、其東は兩子山に至る。屋山長岩屋等の廢寺址あり。都甲氏は大神姓にして、美和の村名あるも、美和神は卽大神なればならん。豐後國御家人、都甲左衞門五郞大神惟親法師（法名寂妙）謹言上、右蒙古凶徒、着岸肥前國鷹島之間、馳向當國星鹿、彼七日、巳時、寂妙渡富島、於東濱依致合戰忠、寂妙子息四郞惟遠、令分取畢、早預御注進、爲蒙抽賞、恐々言上如件、弘安九年三月日、沙彌寂妙。（都甲文書）○圖田帳云、都甲鄕漆拾町、宇佐宮彌勒寺領、地頭御家人、都甲左衞門入道西迎跡、同五郞左衞門尉惟親法名寂妙、相綬舍兄四郞衞門尉惟尼條、守護爲泰公云々。

津守鄕

和名抄、國埼郡津守鄕。○今詳ならず、來繩鄕の北眞玉、香々地數里の海山は地名を缺く、津守は蓋此邊の舊名ならん。國埼津を參考すべし。

眞玉

今西眞玉、中眞玉、上眞玉の三村と爲る。弘安圖田帳、眞玉莊七十町宇佐彌勒寺領眞玉次郞惟信跡云々と見ゆ、中眞玉は高田の北二里、待海の小驛なり。西眞玉に嵯峨泉あり、常溫八十六度、來浴者多からず、上眞玉に小岩屋寺あり。

（中眞玉）

臼野

舊浦名なり、今東眞玉を臼野と改稱す、舊庄內の一村也、今の三浦村も臼野の庄內ならん、弘安圖田帳に宇佐宮寺家領臼野浦廿五町とあり、古書には薄野にも作る。大內氏實錄に、天文三年、周防の大內勢豐後に攻入、二月貝浦に戰ふ、四月山香鄕に戰ひ、大牟禮山の敵を破り、又薄野浦に戰ふ、五月高田に戰ふ利あらず、又薄野浦に戰ふ（古文書）云々。

自眞玉、到臼野光壽寺、途中、遠眺

舊碑林巒欲穿、恰宜此處立高原、數聲風笛靑帘市、幾點寒鴉黃葉村、曲樹如歷搖有影、殘雲似水去無痕、行々不覺斜陽盡、直造禪家列寺門、

（薄野）

香々地

眞玉の北にして、舊鄕名なり、今岬村、三重村の二と爲る、澤湖は北流して海に入る、卽西國東郡の北端なり。兩子山の一脈東出、尻附山、夷山等あり、香々地川の源頭を成す、竹田津（東國東郡）は一嶺を隔て、香々地の西に在り。○圖田帳云、香地鄕六十町、宇佐彌勒寺領、地頭河越安藝前司。

伊美鄕

和名抄、國埼郡伊美鄕。○今竹田津、上伊美、伊美、岐部、熊毛の諸村是なり、國埼半島の北岸に居り、姬島之に屬す。

風土記云、國埼郡伊美鄕、在郡北、同天皇在此村、勅曰此國道路遙遠、山谷阻險、往還疲極、乃得見此國、因曰國見村、今謂伊美鄕其訛也。（國の字は必定家の誤りの み）（圖田帳云、伊美鄕七拾町、宇佐宮彌勒寺領、地頭御家人、伊美兵衞二郞永久法名道意。

竹田津

舊浦なり、港灣あり、港門は姬島の西南西三海里、國埼の西南に當る、灣入凡一海里、北西岸に村落あり、伊美村は灣の東岸に居る。（鎭埼、一名伊美埼）圖田帳、竹田津浦貳拾五町、地頭竹田津兵衞尉惟永。

六鄕山

今竹田津村大字西方寺の廢寺址を曰ふ、此寺六鄕山と號し、國埼の名藍なりしが、近代頽廢し淸淨光寺と改む。國志云、豐府紀聞曰、養老之初、仁聞遊化國東六鄕之間、開始靈場二十八所、總名曰六鄕山、且手自彫刻諸聖之像、安諸各所、都計六萬九千餘、蓋當時皆名藍、爾來歷世悠久、悉廢荒、亦非舊日之觀、後人僅修之、唯留其字而已。○六鄕山異國降伏祈禱御卷數目錄云、本山分、後山云々、吉木寺云々、辻小野寺云々、大谷寺云々、中山分屋山云々、長石屋云々、小石屋云々、夷山云々、千燈山云々、末山分大岩寺云々、兩子山云々、小城山云々、右任關東御敎書、並守護所御施行之狀、或請六所權現社壇、或就人聞菩薩八幡大菩薩尊靈場、滿山住侶各凝一心之精誠、勸修上件經王行法、祈精大將軍家御息災、延命御願圓滿、異國征伐云々、如件謹言、弘安七年九月日、六鄕山執行法橋圓位。

千燈山

上伊美村に屬す、二子山の北嶺にして、高大百米突、山の西腹に千燈寺あり、謂ゆる人聞菩薩の開基なり。國志云、千燈寺、千燈村にあり、亦仁聞の創する所なり、善鳴錄曰、「仁聞菩薩滿寄、登於伊美五智窟、行不動法、時邦王欽仰其德、獻燈一千許、緣其靈應、寺名千燈、其號稱從落者、以安千手眼像也」と、此仁聞墓は千燈寺內にあり、近世墓樹將に枯れんとするを以て、寺僧改め栽ゆ、其故根を去らんと欲し堀ること尋餘、砂礫甚多し、之を發けば則ち銅筒三あり、乃ち蓋を發て之を視れば、皆白舍利、是卽仁聞の遺骨なりと云、其傍に小龕十五あり、銅盡を圍繞す、龕中皆土砂を充たす、遂に瘞むること故の如くせり、寺西の岩石嶺嶒の上に窟あり、窟中不動尊石像を安ず。

岐部

今熊毛村に屬す、竹田津の東二里。圖田帳、岐部浦拾五町、彌勒寺領、地頭岐部三郞成末。水路志云、岐部は姬島より南西の對面岸にありて、豐後水道の北風に阻礙せらるゝ船舶の、假泊に便利なる地にして、錨地は伊美

（熊毛）

(女島)

[illegible]の東方に於て、大字石塔、乃至六坊、[illegible]の濱を[illegible]
す。(向[illegible]浦は姫島の東南に當れる一濱なり、北向して
姫島に對す。

姫島(ヒメ)

國東半島の北、岐部より三海里に在り、東西二里、
南北[illegible]二十餘町、東部三町、今姫島(ヒメシマ)村と曰
ふ、戸數四百、中央に大山あり、謂ゆる玉女峰なり、此
島は防州の[illegible]島と相望み、伊豫灘と周防灘の交界を爲す、
而も瀬戸内の常航路、及び豐後水道より周防灘に入る者
は、皆此を經過するを以て、海上の一要衝たり、上古よ
り其名八に著る。(國田帳、姫島浦[illegible]町、彌勒寺領)

過姫島　　　　　　僧　普明
大海中分玉女峰、[illegible]殘霞、我將明月遠相送、
[illegible]浦[illegible]十二而、

古事記云、[illegible]生女島(ヒメシマ)、亦名謂天一根(アメヒトツネ)、○神社考云、
姫島者在豐後國、按攝津風土記曰、比賣島松原者、昔輕
島豐明宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫、
來暫住筑紫國伊波比賣島、乃曰此島者猶不是遠、若居此
島、男神尋來、乃更遷來停此島、故取本所住地名、以爲
島號(萬葉[illegible]抄)[illegible]神社者所引伊岐とあるを、一
書[illegible]抄に[illegible]り伊賣比之に作る、昔是非如何を知らず、
又新[illegible]女神は、[illegible]仁[illegible]任[illegible]人數[illegible]の事と混同し、
「[illegible]」[illegible]比賣[illegible]神社、[illegible]國前[illegible]、[illegible]
爲比賣[illegible]神、[illegible]二[illegible]比賣[illegible]」と註したり、古事記に
據れば、女神は正しく新羅王子天日矛の[illegible]妻にして、
其女人言、凡吾者非[illegible]汝[illegible]之女、將行吾祖之國、即
竊乘小船、[illegible]遁渡來、留于難波、此者坐難波之比賣碁
曾社、謂阿加流比賣神者也
と録す。(國志云、神島は岐部の海上に在り、周廻三里、
嶮峻丹岸、洋中に峙立す、其西峰を達[illegible]と云ふ、[illegible]其[illegible]
あり[illegible]き、達[illegible]の北を城山と云ふ、上に[illegible]塞あり、[illegible]
戸千餘軒を接す、比賣[illegible]曾(ヒメコソ)神祠あり、其下[illegible]石[illegible]屏立

(比賣語曾社)

す、踏む所亂當凸凹、螺の如く拳の如し、若し過て一歩
を失すれば、忽水に陷らん、一石壁あり泉を吐し、其[illegible]
流も手を搏つが如し、呼で拍子水と名く、其色清白、而
して味頗る澁なり、多少の[illegible]氣を帶ぶ、其[illegible]る所の石
悉く赤し、蓋し鐵氣の[illegible]す所、故に一名[illegible]水と稱す、
其北岸[illegible]穴あり、三仙洞と號く、一口内廣さ方四五丈、
白石玲瓏玉の如く、天光水を射て、水光内を照す、明瀬
賞すべし、また牡蠣石あり、其殼[illegible]著、形三佛像に肖た
り、故に名くと云、又城山の後峰、下ると三丁許、崖上
一龕あり、觀音を安ず、故に觀音崎と名く、遠く防長の
諸山を望み、頗る壯觀なり。

來浦(クノウラ)

熊毛村の南、千燈山の東なる村落なり、其南濱を
濱村と字す、竹田津の東南三里、富來の北一里半。

富來(トミク)

來浦の南を富來町と曰ふ、東は一帶の沙濱なり、
伊豫灘の一海[illegible]とす、人口五千。國志云、大友家
の臣富來氏世々此に居れり、文祿中に至り[illegible]邑せらる。
豐後遺事云、延元元年、足利尊氏の舟富來に至る、富來
[illegible]茂出迎、之を城に入る、尊氏大に悦ぶ、[illegible]茂尊氏に從
て各地に戰ひ、軍功あり、尊氏[illegible]一[illegible]を賜ふ、今尚富來
の滿[illegible]寺にあり、文祿中垣見氏富來に封せらる、(垣一作垣
見封邑二萬石)慶長五年東西の亂起るや、城主垣和泉
守家純、西軍に屬し濃州大垣城に在り、其兄垣助左衞門
をして六百餘人に將とし、富來城を居守せしむ、九月二
十三日、中津侯黒田孝高之れを圍む、富來城は東北海に
臨み、高く石垣を築き、上に女墻を設け、西は平地に接
す、孝高は西南の小山に陣す、二十五日夜、城兵出て孝
高の營を[illegible]り之を破る、二十六日[illegible]軍[illegible]破す、家[illegible]其書
記をして海路より富來に歸らしめ、書を將士に與へて曰
く、我一死以て故太閤の厚恩を報せんと欲す、汝等は宜
く城を以て敵に降るべしと、城將相議して遂に出て降
る。

國前郷(クニサキ)

(鶴川)(國東)

和名抄、國埼郡國前郷。(今[illegible]東町、上國
前村、[illegible]村(トヤ)、小原村及び富來村等なるべし
兩子山の東にして、國東川東流して海に入る、田[illegible]川
稍大なり、長三里。田深川の南岸に鶴川(ツルガハ)[illegible]あり、今富
東町と改め、東國前郡の治所とす、杵築町の東北六里。
國前竈は[illegible]田帳に「國東竈東[illegible]安岐町、國前、[illegible]松[illegible]二
位中納言御[illegible]、地頭信[illegible]伊勢入道[illegible]」と載す。[illegible]三
代格に、豐後國國埼津と見ゆるは、即此港頭なるべし、
郡名の國埼より出でて、其[illegible]の地、港津の地をも、國
前とは呼びしに似たり。又東字に本サキの訓なし、此地
たまたま豐國の東なれば會意してサキに假借したり。

安國寺(アンコク)

國東町の西に在り、豐後[illegible]島[illegible]曰、[illegible]永中、源大
將軍義滿、降命建立、以絕海中津禪師爲第一祖、爾而使
其宗[illegible]師[illegible]住、曰大[illegible]山安國寺、[illegible]利官寺云々。此
に田原左近將監大友[illegible]の墓あり、[illegible]寺は鶴川の西二
里、横手(今豐崎村)に在り、兩子山の麓なり、田原下
野守正晴(一作氏能)の起立せる所とぞ。

文殊山寺(モンジュセン)

(成佛)(於萬年禮)

上國前村大字成佛(ジャウブツ)の西、文殊[illegible]の中に在
り。國志云、文殊山兩子山と高[illegible]相譲らず、
(文殊山高六二〇米突)其東に連るものを[illegible]牟禮(ムレ)とす、
國前竈[illegible]成佛村にあり、按ずるに豐の地牟禮と稱するも甚
だ多し、蓋し牟禮とは韓語にして山と云ふことなり、韓
人山を牟禮と云ひ、川を[illegible]と云ふを以てなるべし、其
山[illegible]佛にして、[illegible]の[illegible]ありといふ。豐後遺事云、永正
二年六月、[illegible]府[illegible]あり、大友[illegible]治[illegible]之に入る、大友[illegible]治父
子以下男女三百餘人、[illegible]に逃れて神の濱より船に乘り、
國東[illegible]津に達し、[illegible]に田原[illegible]に[illegible]る、[illegible]之を拒く
に[illegible]す、其[illegible]内[illegible]佛村に[illegible]き、之に[illegible]を[illegible]給す、
小門牟禮山の牛[illegible]に[illegible]き、近村の[illegible]及び亡命の士等を
招集し、其[illegible]甚[illegible]なり、居ること六年、[illegible]られて死す。
○國志又云、文殊山の[illegible]、七段一百五十級、[illegible]下二石

金剛あり、文殊堂其上に在り、高く石壁に倚る、堂下窟ありて靈泉を出す頗る甘冽なり、俗に之れを文殊智水と稱す、人爭で之れを飮む、堂後は岩巖絶壁、若しこれ山上に登至して北顧すれば、姫島は近く掌呼の間にあり、與崎滝山、松村諸巻、睥睨實に掬するに堪へたり、譯峯錄曰、文武元年、小角役君覽剛此山、當遊支那九臺、請吉祥泰安于此、養老二年、釋仁聞尋而創業焉、大治中、釋宸州住于此日久矣、欽明二龍之奇、立行精舍、雨遊智證、一朝忽感吉祥像、放光而降諸于空中、宸州躡此峯頂、誘導州民、又曰、仁聞世莫測其來由、何譬法蓮和尙於御許山、剃度受戒、遠遊於竺漢、來傳教、當國學爵議体能行滿友善、時人稱之曰五大徒。

兩子山（フタゴ）

國東半島の中央に隆起す、高七百卅五米突、峰巒四方に降下し、山谷の形状正なり、山中に總持院あり、西武藏村に屬す、國志云、兩子山存山双峙す、其東岳は石磴万級、上に祠あり、其他岩窟數□を崖窟に安ず、西岳は則ち鵝峯高層、草樹蒼翠、雨霧附蒸し雲を起し雨を呼ぶ、眞に此郡の鎭なりと謂ふべし、總持院は兩子山上にあり、兩子寺と稱し、足曳山と號す、仁聞の創立なり、年月不詳、文祿中宥慶法印住す。其弟子宥慶頓る聰明、師の後を承け此に住す、即中興の祖也。二子山、緣海臨海、衆山崖伏、四望空濶、寶暦中、三浦安貞者、居于此山有年、仰觀俯天、俯察星象、窮熟經緯、久之有所得、謂談天者若地動矣、於是著遠長論、質之於象胥、當時象胥往、事通譯、無有學術、答以西蠻未聞有地動說、乃復質之於天文臺□田氏、亦不知焉、及其著書、畧說其意、而時人未之信、地動說之起日本、先于西洋、不亦奇哉、安貞名晉、號洞仙、別號梅園、又二子山人、杵築人、經術文章、窮乎儒宗、常言聖人亦人、已荷窮天地之理、則皆可以學人、窮理無他、在於深思、思之一旦豁然、則天地可卷懷矣。（豐雨詩史）

武藏郷（ムサシ）

（古市）

和名抄、國埼郡武藏郷。（國前郷の南にして、今武藏村、朝日（アサヒ）村中武藏村及び西武藏村是なり、兩子山の東南に在るを以て、潮汐亦東南に一す、古市（フルイチ）驛は武藏村に屬す、徳川津の南二里とす、海濱に在り、吉弘（ヨシヒロ）は其西二里、今中武藏村と改む、西武藏は安岐川の上游を占む。

宇佐大鏡によれば、本郡武藏安岐來縄の三郷は、天平御封國埼諸五箇の邑にて、當時郷別田數三百五十町と稱し、起請田各六十餘町、餘田は別作と號し撿注す、段別三斗を課す、豐田帳には、武藏郷參百町、宇佐宮領領主御宮名主等、

本郷二百五十四町八反、地頭大友兵庫入道殿　久吉名拾六町、同前　市藤名八町二段、同前　池内永吉名貳拾壹町、地頭御家人肥左衛門尉惟景跡、當知木工助三郎惟元法名道忍、

吉弘（ヨシヒロ）

今中武藏村と稱す、或は吉廣に作る、吉弘氏の在名地也。國志云、續後紀曰、承和三年、豐後國人、從五位下、吉弘侯宿麻呂、賜姓眞道連、又豐日志曰、吉弘侯荒麻呂、爲國府判大領、世居于武藏郷、仁明帝之朝、特賜姓眞道連、吉弘正晴は、田原直貞の第二子、又三郎と稱す、初め武藏郷吉弘に居る故に氏とす、南北朝の世の人、其裔孫吉弘鑑理、左近太夫に任ず、頗る勇略あり、大友氏に仕へ、肥筑の役毎に從軍たり、其子高橋鎭種長も顯はる。

安岐郷（アキ）

（中園）

和名抄、國埼郡安岐郷。○今安岐村、西安岐村、南安岐村、朝來（アサク）村等是なり、武藏郷の南にして、兩子山の南麓の水、屈折して東に向ひ、本郷を貫き海に入る、其海口を安岐湊と云ふ、驛所は今海口より泝る一里、西安岐村中園（ナカゾノ）に在り、安岐川は長五里許。

○國田帳云、安岐郷貳百町、宇佐宮領

餘名三十六町地頭御家人日田彌三郎永基法名法基　辨分（一本辨符）八十町同前　朝來野（サク）浦拾四町地頭御家人朝來野彌三郎公平同次郎入道　成久名參拾七町地頭相模七郎畏法御前辻殿云々。

（朝來）

安岐城址（アキ）

國志云、安岐城（今安岐村大字下原）に在り、田原氏始て此に築く、稱能淨前六郎と稱す、大友能直の第十二子なり、子孫世々襲ぐこと十五世、□貫が叛亂に與利あらずして終に亡ぶ、大友宗麟大阪甚太郎某をして之を守らしむ、文祿二年、義統國除れて後、豐臣秀吉、熊谷内藏永直頭に賜ふて之れに居らしむ、慶長中、關原の役、大坂城に戰死し、城終に廢す、當時八万石の城下なり。

木末には見えず成行紅葉の泊りや秋の湊なるらん。（夫木集）

寄題峭崖方丈葉山軒、以皆主人居中之扁、山曰峭雲寺曰報恩、亦有待月松等之八境、在乎豐後州國東郡安岐郷奈多村、主人曰端、　　　□堂

道人寄將海之陬、國開天闢雲々窗、一朶飛來寄萬嶺、三峯時作行蔵兵、雲瀛出崎時々雨、月白當松夜々秋、沉眼宗君千里去、雲山橫□是吾州。（空華集）

奈多八幡宮（ナタ）

安岐港の南一里、海濱に在り、宇佐八幡の別宮にして、地方の名祠たり、本祠の南一里にして、美（ミ）濃埼あり、杵築灣の喉門の東北角たり。

宇佐託宣集云、香椎宮記曰、人皇第一主、神日本磐余彦尊、御歳十四歲之時、昇高穗宮、受勢印鎰、還來日州辛國城、蘇於峯是也、蘇於峯者、霧島山別號也、次大和國膽吹嶺、紀伊國名草濱、次吉備國神島、次周防國佐波由其門、次伊豫國宇和郡、吾昔伊豫國宇和の郡より往來の時、豐後國國埼郡安岐郷、奈多の濱の海の中に、大石在り、其に吾渡りて暫る安む、御机石と號す、次奈多の松の本に登て有き、其上則に登て、往べき所々の境内を見き、其野を御立野と號ふ、次安岐林、其より同國奈保利

の邸に至着く。

守江　守江は今奈多村と合同し、奈狩江村と改む、武藏灘の南にして、杵築灣の北側に在り、泊舟の便宜あり。豊後遺事云、慶長五年、東西亂の時、豊前黒田氏兵を豊後に出し、已に富來を降す、乃舟を海上に列し之を衛く、會島津兵弘、東軍をして夫人を護衛し、國に還らしむ、九月廿六日の夜、防州島尾より順風に乘し、佐賀關に向て走る、黒田兵海船を放て之に追る、薩船皆焚く、其屍を收めて、守江村小濱、大熊二山の間に葬る。（豊國田帳云、安岐郷、守江浦三町、地頭戸次太郎時親、法名道恩。

速見郡

速見郡　國東海の西北岸の地にして、地勢三區に分る。八坂川の山谷、鶴見嶽の東麓、由布嶽の西谷是なり。由布鶴見の二山は、謂ゆる火山にして、古來震動屢起り、形状數變あり、温泉所々に涌出し、又熱氣の噴出あり、伊豫風土記に大分速見湯と曰へる者是なり。今六町十七村、二十六方里、郡衙を日出に置く、人口七万三千。

和名抄、速見波夜美と注し、五郷に分つ、景行紀速見邑と録し、豊後風土記、速津媛國と曰へるを改めて、速見と爲すなどあれど詳ならず、蓋本大分國の分離也。又風土記云、速見郡郷五所、里一十三、驛二所、烽一所。圖田帳云、速見郡、弘安圖田帳田千町、今見五万石餘。

（歌）大宰の任にて下りける時

何事のゆかしければか速みはやみの里に急ぎ來つらむ、（夫木）　大貳　高遠

菡萏海（別府灣）　又別府灣と曰ふ、別府村其西南岸に在るを以てなり、大神村深江埼を北角とし、[illegible]の一嶋を南角とし、其北西方に灣入すること十海里、南北十海里の廣あり、其北西隅に日出、[illegible]の二灣あり、大分港鶴崎港（共に大分郡）は南岸なる河港也。○國志云、菡萏海、天文中明人竹林と云者杵に來寓し、愛此地に遊覧し、終に其形状に因て、目して菡萏海と命す　黄華紀行云、菡萏海、諸山廻環、南自佐賀關、西至木綿鶴見山極岸、轉折向北走、二子交接二様、横嶺堆脊、連亘殆二十里、海平如盆、惟東方開析、便波浩蕩、一望無際、所謂硫黄三十六里灘是也、倚舷擧目、使人動再蹈東海之念。

望海　[illegible]

一兩漁舟夕照開、群山倒影碧嵯峨、松間小寺參差出、樹杪遙心宛轉來、暮市無人分利至、秋原有客賽祠回、三付遊樂今將盡、[illegible]着風光却起哀、

杵築　今杵築町と曰ふ、其東に杵築灣あり、八坂川之に注ぐ、北方波多方峠の下を北杵築村と曰ふ、杵築は一に木附に作る、近世松平氏（能見家）三万二千石の城下たり、戸數二千。

杵築城址（附木）　國志云、杵築城八坂荘に在り、杵築[illegible]木附に作る、正徳中之を改作す、其古城は木田村臺山に在り、應永中、大友[illegible]將軍木付[illegible]守護所[illegible]、後此に移す、木付氏世々此に居る、文禄二年大友國除かるゝの日、木付中務少輔鎭直自殺し、十七世にして滅亡す。武鑑云、杵築城、文禄中杉原伯耆守長房、慶長四年、細川[illegible]、五年、細川[illegible]領地六万石、寛永九年、小笠原壹岐守忠知、正保二年、松平市正英親以後代々相襲。○國志云、養徳寺杵築城下に在り、大圓寶鑑國師開山たり、松平氏正保中之を起し、寺を[illegible]と爲す、安住寺は正元元年木附[illegible]の創なり、第一國師に請ふて開山となし、佛山正法和尚をして之に住せしむ、文和三年、木付[illegible]市其頭を請、[illegible]安住寺に[illegible]。○豊後遺事云、大神鎭房、速見郡一戸城に據る、[illegible]可らざるを知り、去て[illegible]山城を[illegible]む、木付鎭直能く守り、天正十五年二月二十二日、[illegible]突出し、大に薩兵を敗る、薩軍[illegible]去る、國東一郡兵の禍を被らざるは、鎭直の藩屏たるを以てなり、其後鎭直自ら城池を表し、城を臺山と改め名づく。

杵築灣　國東半島の東南、菡萏海の北に在り、美濃埼を東角とし、加貫埼を西角とし、西北に灣入三海里、其前地は杵築市街の東に當り、八坂川之に注入す。

豊後遺事云、永禄十二年、毛利の[illegible]に入り、夏より秋に至り、兵結びて解けず、人民苦困む、然れども豊前は國内に居るの故を以て、兵糧有用充足し、毛利は海を隔て遠く客地に居るを以て、兵食乏す、大友[illegible]く、我防長の海上に數十艘の船を浮べ、毛利の糧道を絶ち、且毛利に附する者を誘ひ、彼の背に叛し、海路より防長に侵入せば、彼を敗ること必せりと、是に於て大内輝弘に命じ、士五十餘人足輕二百人雜兵千餘人に將として、海賊を招集し[illegible]百餘艘を得、木付の湊より周防大門の海上に往來す、是に於て毛利[illegible]し、毛利兵[illegible]退く、立花より小倉に至る[illegible]の如し、毛利元就海に航して去る、[illegible]首三千五百級。

八坂郷　和名抄、速見郡八坂郷、（今八坂村、杵築村、北杵築村是なり）弘安圖田帳に八坂庄二百町、宇佐宮[illegible]寺[illegible]、

下庄百町、八幡檢校法印女子、　本庄五十五町、地頭御家人、八坂五郎左衛門尉惟繼跡、彌五郎盛氏、七郎惟行、十郎[illegible]、各分領不分明、　其[illegible]若五町一反、大友兵庫入道跡、新庄四拾五町、地頭御家人、八坂惟

縱跡、國孫五郎親盛、舅三郎忠職、分領不分明。

八坂村大字木生の白水山に、近年塚穴を發掘したる事あり、刀玉等を出せりといふ(人類學會雜誌)

八坂川　二源あり、山香上村より發する者と、立石村より發する者と、野原村(今中山香村)に於て合同し、東流杵築町の南に至り、海濱に歸す、長七里、山香郷の諸澗悉く之に集會す。

山香郷

和名抄、速見郡山香郷。○杵築の西、八坂川上游の山谷なり、方三四里、四面皆峰巒なり、豐前豐後を貫通する孔道は、此山谷を横經す、今東山香村、中山香村、上村、山浦村、立石村の五に分る。○勢場原は山香郷の中なるべし、豐後遺事云、天文三年、大内義隆の將陶晴賢三千人を率ゐ、豐後に入る、大友氏の兵は鹿鳴越の城を守り、後援に備ふ、吉弘氏直兵二千八百餘人を以て大山に屯し、兵を分て立石峠地藏峠の二險を扼して其末路を絶つ、大内氏の二將兵を潛して間道より佐田峠を越へ、四月六日拂曉、直に勢場原に出て襲撃す、氏直敗死す。

(長湯)　按に山香は延喜式長湯驛なるべし、今直入郡に長湯村あれど、地形合せず、風土記にも速見郡驛二所とありて、延喜式長湯由布の二驛是のみ。(犬飼の條參考すべし)

立石　今立石町と云ふ、本郡と宇佐郡(豐後國)の分水嶺たる、立石嶺の西南麓に在り、此村は近世日出藩木下氏の分家(木下延俊次子延次の裔)五千石の陣屋あり、日出を去る三里、宇佐を去る三里。(倉成、日差今合せて東山香村、日差は上村と云ふ。

(日差)　圖田帳云、山香郷貳百町、彌勒寺領、郷分百町、地頭大友兵庫入道殿、立石村四十四町、豐前九郎入道明眞跡、

(倉成)　同彦四郎盛通、下倉成名拾六町、肥前國住人凌部小次郎道明跡、日差村參拾町、大炊判官代賴元、日差惟忠後家尼論申之、廣瀬村六町六反大、遠江國住人内田宮藤三郎致清跡、一王名三町三反小、兵庫殿。

大神郷

和名抄、速見郡大神郷。○今大神村、藤原村、東村、川崎村、日出町、豐岡村等是なり、菡萏海の北に對し、八坂山香二郷と諸岡を隔つ。○深江港(今大神村大字)小灣あり、潟入池のごとし。

大神八幡宮　日出の東一里、大神村に在り。國志云、此祠は即大神比義の營む所なり、比義は敏達朝の人、豐前宇佐廟祀の始祖、嘗て速見郡内に於て、八幡五祠を創む、是れ其の最たり、五祠は則ち堀内、小原、鷹門、井手及び此れなり、又古の大般若經を藏す、明治中焚ける所なり、又云、天平神護二年、無位大神朝臣多麻呂、外從五位下を授けられ、以て豐後員外掾と爲す、此子孫相繼て速見郡領たり、遂に大神を以て其地に名づく、又大神毛理賣を以て宇佐神宮司に任せられ、毛理賣の孫是より相繼て世々宇佐の神宮司たり、且原氏八幡本紀に曰く、元正の朝大神諸男あり、孝謙の朝大神毛理賣及び田麻呂あり、皆比義の遺孫にして、世々奉祭を掌る、杜女は諸て毛理賣といふ。○按に、大神氏の男女、天平勝寶中、聖武孝謙兩皇の東大寺造像の時、八幡大神の託宣を傳へたり、姓氏録に、雄略帝豐國の奇巫を召し、[illegible]せしめ給へる事を載すれば、此地方に巫覡の信仰の崇厚なりしを想ふべし、毛理女田麻呂の事は續紀に見ゆ、曰、勝寶元年十一月、八幡大神禰宜、外從五位下大神杜女(一作社女)主神司、從八位下大神田麻呂二人、賜大神朝臣之姓、十二月、迎八幡神迎於宮南、造新殿、爲神宮、大神禰宜左太朝臣社女(左太不詳)拜東大寺、其輿紫色、一同乘輿、天皇太上天皇太后、同亦行幸、因奉大神一品、比咩神二品、左大臣橘宿禰諸兄、奉白神曰、欲奉造盧舍那佛と、得不爲之間に、豐前國宇佐郡に坐、廣幡八幡大神敦く、神我天神地祇を、率伊左奈比天、必成奉む、事立不有銅湯を水と成、我身を草木土に交て、障事無く奈左牟と、勅賜ながら、成ぬれば、歡み貴(みなも)念食る、云々、尼杜女、授從四位下、主神田麻呂、外從五位下、六年十一月、藥師寺僧行信、與八幡神宮主神大神田麻呂、同意厭魅、下所司推勘、杜女多麻呂並除名、從本姓、杜女配於日向國、多麻呂於多褹島、更擇他人、補神宮禰宜。

眞名井　大神村の大字なり、浮島八幡宮あり。國志云、眞名井に降生石あり、相傳、昔年七月七日、霖雨初めて晴れ、里人適ま山に上る、七劔地に列立するあり、就て而して之を取り、以て神庫に收むと云ふ、今尚存す、其制及甚だ薄し、長き者皆三尺許、短きもの二尺餘とす。圖田帳、大神庄宇佐宮領、眞奈井野木乃井村、參拾町、地頭利根又太郎通周。

藤原　今藤原村は、大神村西に立つ、右大臣藤原園人の祠あればなりと、圖田帳には「大神庄宇佐宮領、近部、藤原、井手村七十町、地頭戶次太郎時親法名道恵」と錄す。按に、藤原園人初め豐後守たりし時、敦化大に行はれ、百姓其德を感戴し、追慕止まず、其の宅址に就て生祠を造りて奉祀、社は速見大神郷に在りと豐日志に見ゆ、又園人の傳は、續後紀、弘仁九年の條に見ゆ、參考すべし。○藤原村字鐘藏の掘塚は、近時發掘す、石棺には朱をつめ、二人の骨を收め、鐵刀環及鹿角に造れる副葬物を見たりと(人類學會雜誌)

日出　今日出町と曰ふ、戶數一千、菡萏海の北岸に在り、近世木下氏の藩治、二万五千石の城下なりき、杵築の西南三里。○此地舊名浮津と云ひ、大神氏の故墟なり、圖田帳云、大神庄宇佐宮領、日出津島七十町、地頭相模守殿、國志云、建武中、大神備助築城此、其孫常陸介鎭正據之、文祿二年大友氏國除、大神氏併亡。○集古文書云、

豐後國日出庄四分壹、戶次筑前次郎朝直跡事、所預置也、上裁落居之程、可致沙汰、仍執達如件

貞和四年六月　　式部丞(大友氏泰)

高智藏人太郎殿

日出城址(ヒジ)　豐後志云、此城南海に臨み、石壁斬絶、西北二方平坦、此に三重の深濠あり、東に暦海あり、日出港と稱す、城の周圍は石垣高く疊み、雉堞偏く繞り、形勢雄壯、險要頼むべし、慶長の初め、新築の時は、細川忠興實營せられし所なり、木下氏之を受け、牙城を名け一曝台と云ふ、日出港は港口南に向ひ、廣二町七反、深さ七間、左右暗礁あり、港口より北は三町、東は十町あり、巨船百餘艘を泊すべし、昔浮津(ウキツ)毛利氏の營は、今の東郭にして、茜八幡宮在り、其東北郭の地を赤坂と稱す是れ大神氏の臺なり。○國志云、浮津若宮八幡は豐後七所の一なり、七所は日田、大原、玖珠、寶山、直入、木原、海部、宇野等なり、元和の初め、木下延俊就封、再修一新す、松屋寺は日出城南に在り、木下侯の香華院なり。

(浮津)

豐岡(トヨオカ)　今豐岡町と曰ふ、驛所なり、日出の西二十餘町、海陸の衝に當り、商旅の往來多く之に由る、大分より此に至る陸路五里、海路十海里、其港灣を頭成(ツナシ)と曰ふ。豐前路は豐岡より北に向ひ鹿鳴越を踰え、山谷を横絶する五六里にして、又濱海の平地に就く。○豐後紀行云、日出より頭成へ一里に近し、頭成は頭無とも云ひ、船の附所也、大船も繋く、上に山あり、向にも山あり、景色よし、小浦は頭成の南につゞける町なり、頭成より里屋に至る間、坂路石多し、里屋は龜川とも云ひ、温泉あり。

(頭成)

籠門(カマト)　今御越(オコシ)村と改む、弘安圖田帳に籠門庄と曰ふ、東は海、西は山、南畑(ミナミハタ)山、籠門山赤湯山等屏立して由布嶽に連接す。
風土記云、速見郡赤湯泉、在郡西北、此湯泉之穴、在郡西北籠門山、其周十五許丈。○圖田帳云、籠門庄八十町、御勅寺領、本庄五十三町、地頭御家人籠門又太郎貞[illegible]、小坂村十七町、右大將家法華堂別當僧都御房、平湯立小野村十町、鶴見村加納、大友兵庫入道跡。

野田(ノダ)　今御越村の大字と爲る、温泉在り、二所共に鹽類性に屬す○柴石温泉は無色無臭、味微鹹なり、温百六十三度、山麓溪澗の中に池を穿ち、涌泉を瀦し之を導き、浴場に降下せしめ瀑水を作す、旅數戸ありて、客を迎ふれど、坂路稍險なるを以て、浴者多からず、此近傍の岩石を破すれば木葉の形を見るべし、故に柴石(シバイシ)の名あり、湯森(ユノモリ)の鑛泉は柴石と同質にして、温百三十度、田圃の間に湧出す、浴槽の設備完からず。○國志云、野田の赤湯(アカユ)、濶十丈、純赤朱の如し、足を下せば則ち爛る、能く生物を熱す、時々赤魚の游泳するを見る、風土記にいはく其流土赤し、用て屋柱を塗る、地に在っては則ち泥石皆染まる、流れて外に出づれば則ち水色清し、然れども此湯近歳大に衰へ、昔日の觀なし、山の東南に寺あり、赤湯山者泉寺と曰ふ、籠門山赤湯山と隣をなす、又湯泉を出す

(柴石)
(赤湯)

龜川(カメカハ)　今籠門と相合し、御越村と曰ふ、籠門の南なる海村なり、温泉あり、客舍十餘戸、國道之を過ぐるを以て、車馬の便を缺かず、鹽類泉二池あり、一は濱脇湯(温百十七度)と云ふ、一は四湯(ワッユ)と云ふ、相距る二町、井に田間に出て、筧を以て之を引き、浴槽に滿たしむ、無色無味の清泉なり、按に豐後遊覽抄に、速見郡四湯の事見ゆれど、今の龜川の四湯と異なる者に似たり。

鉄輪(カンナワ)　今鶴見村と合併し、朝日村と改む、龜川の西に在り、山中に一異泉あり、玖倍理(クベリ)湯泉、又は鬼山(オニヤマ)地獄と曰ふ、鐵輪は風土記に河直(カナホ)に作る。國志云、河直山今鐵輪に作る、其山硫黄多く生し、土脉甚熱、處々温湯あり云々。

(河直山)

玖倍理湯井(クベリ)　豐後風土記云、速見郡玖倍理湯井、此湯井在郡西河直(カハナホ)山東岸口、湯色黒、泥土常不流、人窃至井邊、發聲大言、驚鳴涌騰、二丈餘許、其氣熾熱、不可向近、縁邊草木悉皆枯萎、因曰慍湯井、俗曰玖倍理湯井。○國志云、鐵輪湯、風土記河直山東に在りとは是なり、今其湯井は小池なり、濶さ二丈餘、深さ丈餘、常に小潮あり、温泉出づ、盈涸自ら定候あり、將に盈たんとすれば、則ち雷鳴動、熱湯高く發し、臭氣特に甚し、今土人呼て鬼山(オニヤマ)地獄と云ふ。○鐵輪の諸之湯、一名生湯(イキユ)は酸性泉なり、微黄色、透明臭氣なく、味酸澁なり、温百十度、寶燒寺南に因りて臭色[illegible]す、故に生湯と號す、浴場は直に源泉の傍に設く、生湯を距る一町に熱ノ湯(ネツノユ)あり、鹽類泉にして無色半透明、温百二十七度、浴槽其傍に在り、地獄と號する者は、生湯の傍に在り、又蒸湯(ムシユ)と號する者あり、蒸室を作り、温泉の氣脉を利用し、人身を蒸熱す、凡此地は温泉の氣脉雄盛にして、處々に含硫氣の噴出あり、民家竈を此に築き、以て薪炭に代ふる者あり。

(鬼山)

鶴見獄(ツルミ)　龜川村の西、其絶頂に至る凡二里、麓に鶴見の三村あり。國志云、鶴見山、山の連崎嶋、岐嶇東方、西背由布、秀拔不相讓、今產硫黄甚有、山常有火、古來山崩[illegible]之、[illegible]火男火賣神之。○三代實錄、貞觀九年二月、太宰府言、火男火賣神二社、在豐後國速見郡鶴見山嶺、山頂有三池、一池泥水色青、一池黑、一池赤、去正月廿日、池震動、其聲如雷、俄而見如硫黄遍滿國内、磐石飛亂、上下無數、石大者方丈、小者如甕、晝黒雲蒸、夜炎火熾、沙泥雪散、積於數里、池中之出温泉、泉水沸騰、自成河流、山脚道路往還不通、温泉之水入於衆流、魚酔死者千萬數、其震動之聲、經歷三日。○按に鶴見山の震動は、近世に至り慶長二年に發作す、山谷の形狀大に變せりと云ふ、國志に遊覽抄所錄の温泉も、永宝も、慶長の災後、其處を失ふと爲せり、抄曰

速見郡温泉あまたあり、其中一所に四湯あり、一をば珠瀧湯と云ふ、一をば等時湯と云ふ、一をば寶壽湯と云、其湯の釜の東西に自然の氷ある室あり、記曰開一石門、望見如倉、可一丈、內縦横可方十丈、東西噴奥、洞窟氷凝、或如璃玉堺、或似堅銀柱、非円鑿、斧斤取難、時屬三炎、採氷百數、人々自足、如南衛樽、若非龍宮後室、安能冬夏不消者乎」と云へり。(氷室、蓋明礬洞耳)

地學雜誌云、鶴見嶽、全山の石と富士岩とに成り、拔海千五百八十米突、又其西に接せる豐後富士、即ち油布嶽の最高峰は、千九百九十米突なり、東方稍斜面に一個の硫黃洞ありて、硫質の蒸氣を噴騰すれども、火口を認め難し、而して鶴見の頂點は、火口壁の一端たり、油布は鶴見より高けれども、嚮き圖によれば、鶴見の方遙に高きのみならず、今深谷たる中心に當る點は、恰も當時の最頂點にして、盛んに黑烟を噴騰せし狀を寫しあれば、滄桑海の變、今の頂點は其頂點に非ずして、其殘片に過ぎざるべし。

鶴見火神社（ツルミノヒ）

延喜式、速見郡火男火賣（ヒノヲヒノメ）神社二座と云者是也。續日本後紀、嘉祥二年、火男神、火咩神授位。三代實錄、貞觀九年、鶴見山震動、二神並加位。弘安圖田帳には「鶴見社領十五町、領家延曆寺、地頭大友兵庫入道殿」と記す。○國志云、鶴見社は今其神祠鶴見山下に在れど、舊址頂上に在り、松壽寺記を按するに、此祠を以て熊野三社となす、靈安持し、叢元亭釋書に、釋智眞有り、弘長中熊野山に登り、眞光寺を創め、熊野祠に詣り神の託宣を蒙り、諸州に巡遊し、鶴見祠に詣り、彌陀の號を石樹に刻し、鐵輪に到り、松壽寺を創む、因て之を附會せるのみ。

明礬山（ミヤウバン）

今朝日村大字鶴見に屬す、明礬を産す、故に此名あり、又酸性泉湧出す、温百九十七度、最良湯なり、明礬山（鶴見の支峯）の東腹に當る、客舍數戶あり。○地學雜誌云、明礬湯は四時浴客來集す、明礬山四近には夥しく硫質の氣烟を噴騰し、其邊を構造せる輝石安山岩は、著しく分解して、白色の土狀のものと變じ、此土壤中に多くの明礬を化生するを以て、此土より明礬を製す

石垣（イシガキ）

今南立石を合併し、石垣村と曰ふ、鶴見岳の東南麓にして、海に臨む、山野曠衍なり、石垣原の稱あり、弘安圖田帳に石垣庄の名あり、建久中大友氏の庶子能直、入部するや、石垣莊立石に居り、後府內に移れりと、今別府村離立するも、本は石垣莊の屬地ならん、南北相接す。○國志云、吉弘統行墓は石垣村道の西に在り、弘統行乃東西の利害を說く、用ゐ行はれず、吉弘一族皆戰死して此に死す、今至るまで其墓に詣むもの、蘇生の誤を除す、又統行三所あり、並に石垣原に在り、一を別府太郎と曰ひ、一を別府二郎と曰ひ、一を緣丸と曰ふ、緣丸は善し讀み名、俗說紛々、其正を得ず。○豐後遺事云、慶長五年九月、黑田孝高中津城を出て、高田に至り竹中氏を脅し、進て赤根峠より先鋒兵をして木付城を救ひ、親ら富來城を攻め未だ降らず、轉して安岐城を攻め捨て去る、時に石垣原に至らんとす、十三日大友氏黑田氏の先鋒と石垣原に戰ふ、大友氏兵仗備はらず、遂に黑田氏の兵に敗られ、吉弘統幸以下從臣死する者九十餘人、兵卒五十三人なり、日暮に及で孝高來て實相寺山に陣す、宗茂公出てゝ降人となる。

石垣原　　三浦　梅園

山勢四國皆自峙、濱海空原域半錯、鬼哭夜陰風雨起、光陰秋入無諍時、分分勝者指揮失、割據封疆形勢遠、烈士古前碑仗立、漢軍松老草蕭々、

鼠石窟（ホナミノイハヤ）

景行紀云、天皇到速見邑、有女人曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之、諮言茲山、有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛、住其石窟、一曰青、二曰白。豐後風土記云、天皇欲誅玖摩者、幸於筑紫、從周防佐波津、發船而渡、泊於海部郡宮浦時、於此村有女人、名曰速津媛、爲其處之長、即聞天皇行幸、親自奉迎、奏言此有大磐窟、名曰鼠磐窟、土蜘蛛二人住之、其名曰青白、於茲天皇遣兵、遮其要害、悉誅滅、因斯名曰速津媛國、後人改曰速見郡（按に、風土記、海部郡宮浦に速津媛の居りし如くに記せるは不審なり、或云、速見舊名宮浦と云にや）○國志云、鼠窟は今北石垣村に在り、俗に鬼の岩屋と云ふ、蓋土蜘蛛の賊巢居する所なり、高さ一丈五六尺、窟戶の闊七八尺、深さ二丈餘、巨石帶架、頗る人爲に非るに似たり、其上竹樹叢蒙たり。太宰管內志云、鼠窟予も見たることあり、皆大石を以て造る、然れども天然には非ず、人力に造れる者なり、窟二つ並びてあり、其內甚狹し、一二人を容るべし、海邊にて平地なり、賊阻の據とすべきにあらず、是は古有力者共の墓合葬の地なるべし、鼠窟と云傳はいかがあらん　豐後遺事云、速見郡若杉山村に伏鷹山に、速津媛を祭る祠あり。(今按に、青白等の土蜘蛛の據める地、速見郡に非ず、直入郡稻葉川の邊に在りと想はる)

南立石（ミナミダテイシ）

今石垣村の大字なり、其南字を延するは、山香郷の立石と相分つが爲めなり、溫泉數所あり。○豐後遺事云、大友能直、建久七年春、豐後豐前守護職となり、鎭西奉行を兼ぬ、乃ち豐後國速見郡立石に館し、緒方氏の族大野泰基を誅し、大野郡藤北に居る、三年を經て大分郡府內に徙る、貞應二年五十三、大野郡冰原に葬る、公深く神を敬し、府內、横尾、朝見、匿門等の八幡祠を創建す。

益軒紀行云、立石村に明礬を採る所あり、石を土中より掘出すに非ず、地中より熱氣を吹上る所、半町或一段ありて、其上に土砂をおほひ、氣の出る穴を塞ぎ、數日お

けば硫氣土の上に蒸し顯はれ、霜のごとく白鹽に似たり、其土を掻集めて大桶に入、水を入れ數日ひたし、後これにて其土を漉しとり、水をば大釜に入れ、灰汁をかけて煮る即ち礬石と爲る、是は今元祿七年より二十四五年以前に、初めて製造す、鶴見村にも之を製す。

觀海寺(クワンカイジ)温泉　南立石の觀海寺の傍に在り、鐵輪泉、温百四十二度、客舍十餘戸あり、此温泉の附近に上野田(カミノタ)發性泉あり、温百二十度。○國志云、觀海寺山、自道經回三百歩、東濱海に臨む、其の右は別府の街衢區次、恰も碁子の局に在るが如し、左は即ち實相諸山拘すべし、頗る壯觀なり、上に寺あり觀海と曰ふ、又温泉を出す、寒温相適し、湯色清潔、硫氣なし、人好んで之を飲み能く病疾を療すと云ふ。

早起浴温泉　　脇蘭室

如鳴鳥色爛、東方海色生、步履浴[illegible]、臨[illegible]鴻泓、和暖[illegible]我體、[illegible]何悠々、灌浴自呼快、將息致[illegible]、不知[illegible]宿、正[illegible]胶[illegible]、松[illegible]、滿見群山明、

雨中觀海寺温泉

絕境雨過日、頗名[illegible]不存、[illegible]九條[illegible]、[illegible]一泓温、地脈[illegible]、[illegible]依[illegible]海色、[illegible]浸[illegible]境、

堀田(ホリタ)温泉　南立石の字堀田に在り、客舍十餘戸あり、温泉は皆囂言に屬す、又堀田地獄々と號する含硫黃氣の噴出處々に在り(地學雜誌云、堀田温泉は其湧出泉の温度は大に低くして、華氏九十五度内外とす、疥癬梅毒等に功驗ありと、泉池あり、池中鯉子の鑑を飼養す、此の鯉は温泉不斷池中に流入し、鯉を飼養するに、別に餌料を要せずと云ふ。

朝見(アサミ)郷　和名抄、速見郡朝見郷。○今石垣村、別府町、濱脇町等是なり、即別府灣(濱脇海)の西岸、由布嶽南東の地なり、按日本紀に朝見に作る、蓋温泉の溢るれば、其溢口地に名づけたるも只あるかな、寶龜三年、太宰府言上、去年五月、豐後國速見郡敵見郷、山崩塡澗、水積不流、積十餘日忽決、漂沒百姓卅七人、被埋家卅三區、詔免其調庸、加之賑給、この寶龜の地震も、亦鶴見山の震動に因れるならん。

(見敵)

益軒紀行云、別府と濱脇の間に小川あり、淺見川と云ふ、立石村の下に淺見村ある故名づく、此川の鱗春に至りて死す、冬は其形こえて味よし、珍しきもの也、俗守るを朝見八幡と云ふ。○宇佐大鏡に「朝見郷、國司時光稱濃宮傳會之代、以當郷井田原兩別符所之半不輸節、永免」とありて、圖田帳に淺見郷八十町、神官井上肥一王丸と錄す。

別府(ベップ)　今別府村と曰ふ、石垣原の南にして、菡萏(カンタン)海に緣れる一市なり、大分の西三里、温泉五所に涌出し、朝見(アサミ)川其西南を繞る、此川源は立石の觀海寺山に發す

益軒紀行云(元祿七年)此自二十年前の事なりしに、別府の邊大地震して、古へ有し別府村沈く海と爲る、古への別府は今の町の漸東にあたる、其時村の西なる温泉は、今潮干の潟の中に出づ、又昔の別府の北に近き所に、久光と云ふ村ありしが、是又地震によりて海と爲り、今はなし。○別府泉志云、別府距大分三里、大分舊稱府内、國府所在、府官在此、故稱別府、地以温泉著、其見史書也久矣、武烈帝時、日子消澤海開温泉、以療人民、稱德帝時、神僧大神田賢作温泉、以資遊浴、桓武帝時、滑潤珠游化過此、建藥師堂、温泉濃隣日以著、貞觀九年、坂神田開珠灘湯、今濱脇是也、其寺於古代、不爭湯道後温泉也、鎌倉府以大友氏食二豐、勢力極大、能近事任之初、創朝見八幡社、崇祖延壽延受、再興藥師堂、樵器于四境山、皆以別府有温泉、且爲衝要之地也、義鎮之時秋、務賞以浴温泉爲樂、義當時別府爲泉湖也、大友氏亡後、街邑雖有廢興、別府温泉爲四方游客之所稱揚、富名人賞賦可以徵焉、蓋別府不特以温泉致繁盛、港灣便艤舶、山海富景物、東面瀕海、故夏不大熱、北背高嶺、故冬不甚寒、能使病者當痊、游者忘歸、人口七千、戶數[illegible]二、維新以後、邑族協議、與大丁[illegible]、[illegible]田埋[illegible]、爲市城、學[illegible]二[illegible]、中風[illegible]浴之處、又區[illegible]埋日地千步、爲[illegible]池、々々[illegible]爲十數區、々有[illegible]、遊者[illegible]、[illegible]土、湯泉涌出、浴者[illegible]温砂、以[illegible]、[illegible]日[illegible]、池底與海水通脈、故湯水與潮汐同其[illegible]、[illegible]而[illegible]冷熱。(岡氏所撰、日名子氏所藏)

(邯鄲市)

別府　　佩川

山河迴合別區寰、開府何年卜此間、無復王官敷敎化、唯令吾輩訪孤蹤、老牛羸馬輸租稅、殘剎荒祠接閭閻、日暮和[illegible]鍾磬[illegible]、[illegible]相送市人還、

濱市、一呼邯鄲市、　　五岳

綾[illegible]滿目[illegible]光彩、[illegible]菡萏(カンタン)吹海、唯恐匆々成夢來、邯鄲市上[illegible]偶、(邯鄲は菡萏に同し原名は神田(カンタ)なり)

温泉志云、別府村は海に瀕し市街を成す、其濱邊に碇泊[illegible]集す、村中涌泉數所あり、其大なる者五とす、市街の中央、棟樹根に發するを[illegible]湯と云ふ、温百度、其傍に中濱屋湯あり、温百三十二度、街西字太郎[illegible]の田間に不老湯あり、温百二十五度、其邊に又野田湯あり、温百十三度、街南字長石にも一泉あり、温百八度、皆[illegible]設泉なり、又海邊の汀沙、處々に温氣の噴出あり、土俗春秋の交、沙中に半身を埋めて温煖を取る、[illegible]湯と稱す、此地は官道に由り、また温泉あるを以て、往來最便なり。

別府[illegible]海、温[illegible]涌於[illegible]中、浴客候潮去之過、枕首[illegible]腰、[illegible]、[illegible]、　　梅外

[illegible]湯[illegible]晴[illegible]日斜、海汀一帶也[illegible]、浴[illegible]人[illegible]半身出、恰似春[illegible]落花、

按に、別府の稱謂は、田制の名目に出て、別符を以て正文とす、其說肥前國河府の條にあげたり、國府の別符、また郷家の別色など解くは、近世諸家の書に見ふれど、

其事例を證明するものなし、從ふべからず。續群書本圖田帳に

石垣庄貳百町　宇佐宮領

本庄百四十町　神官名主等

辨分六十町　名越備前左近大夫殿

と見え辨分即此地にあたる、彰考館本には辨分を別府に作る。宇佐大鏡に、別府墾田の例證多く見え、庄田の中にも、特に別[illegible]の行賞を以て、勝負[illegible]許せられし[illegible]を云へり、即庄田の一目にして、國府と毫も相干渉せず。

濱脇（ハマワキ）　別府の東南に接する一村なり、村南に石[illegible]寺山[illegible]で四極（シハツ）と名つくる數丘陵ゆ、此地亦別府と同じく温泉涌出す、東湯西湯の二源あり、共に[illegible]泉、温百二十度許、其泉温は石を帶び、浴槽數區に分ち、海潮を通して泉温を節度す、凡別府濱脇二村の浴舍凡百戸、豐後に於て第一の温泉地と爲す。○史學雜志云、天文十九年、大友義鑑弑害の際、其子義鎮の[illegible]在せる地の[illegible]は、東洋記行は臼杵とし、存心の治亂記は別府温泉とす、[illegible]系圖[illegible]、大友氏[illegible]に「[illegible]治、濱脇御[illegible]」とあるか[illegible]故、知立石[illegible]御行、同二月廿日御留入」とあるを[illegible]すべし、浦部とは[illegible]の海湯を[illegible]稱する名なり、濱脇立石皆其間に在り。

由布鄉（ユフ）（富柚）　和名抄、速見郡由布鄉（[illegible]由[illegible]田）○今南由布村、北由布村、[illegible]村等是なり、[illegible]

由布嶽の西にして、大分川の上游とす。風土記云、速見郡柚富鄉之中、[illegible]生、常[illegible]、以作木綿、[illegible]由布[illegible]。此は延喜式驛傳の中に由布驛あり、此は[illegible]府より由布を經て豐前に[illegible]く者なれば、別府[illegible]の地にして、今の御[illegible]村朝日村の中に驛所は[illegible]りしならん、又圖田帳に「由布[illegible]六十町、地頭戶次[illegible]」と云ふは浴湯にふらで、由[illegible]の地を指せるごとし、されば由布[illegible]は中世の[illegible]門庄の中なるべし。

由布嶽（ユフ）　鶴見の西南に並び、其西[illegible]を由布院と曰ふ、温泉所々に涌出す。○國志云、由布[illegible]は風土記柚富峰に作る、山[illegible]めて[illegible]峻なり、[illegible]岩多し、崢々たる一怪石あり、鬼頭と名つく、下臨すれば[illegible]石盤の如し、[illegible]岩と曰ふ、[illegible]頂[illegible]、其の湖相立相對し、西を[illegible]と曰ひ、東を東[illegible]と曰ふ、其[illegible]距ること數百丈、[illegible]立すること數百餘仞、[illegible]、[illegible]に[illegible]と名つく、風土記所謂「此峯の頂に石室あり、其深一十餘丈、高八丈四尺、廣三丈、常に氷凝あり、夏を經て解けず」或は此[illegible]、相傳ふ[illegible]に或は[illegible]行[illegible]者あるを[illegible]、池あり、[illegible]百歩許、呼て池[illegible]と曰ふ、[illegible]、其西[illegible]山[illegible]して[illegible]、此の山を[illegible]すれば、則[illegible]峯削るか如く、[illegible]に[illegible]す、[illegible]して豐後富士と曰ふ、實に此[illegible]なり○史學雜志云、由布[illegible]、木綿山、は其形状正を[illegible]形をなし、[illegible]、[illegible]に[illegible]なし、山上[illegible]より[illegible]、其中[illegible]火口たるべき[illegible]あれども、今其跡なし、是幾星霜の後、[illegible]ものなるべし、最頂標高四千八百五十尺、山下に[illegible]の名品野生す。

（木綿山）

おも[illegible]出る時はすべなみ豐國の木綿山（ユフヤマ）雪の消ぬべくもほゆ（万葉集）

豐後國由布のたけの雪を見て

神代より[illegible]年の雪つもり[illegible]も見ゆる由布の山かな（[illegible]家集）

宇奈岐日女神社（ウナキヒメ）　延喜式、速見郡に列す、今北由布村大字川上に[illegible]す、國志云、宇[illegible]、[illegible]村[illegible]に在り、[illegible]、嘉祥三年六月、豐後國[illegible]宇奈岐比咩神に、從五位下を授け奉る、[illegible]由布山の神なり、由布[illegible]一に木綿に作る、今由布山[illegible]口に石表あり、擬して木綿明神、又六社權現と曰ふ是なり、風土記[illegible]云、或曰[illegible]、宇奈岐日女[illegible]云。○按に風土記に[illegible]、頭は久比と訓むべきも、亦頂と相通し、宇奈とも訓むべし、宇奈岐日女の名、[illegible]らくは頸峰に因むか[illegible]ん、風土記[illegible]、在由布[illegible]西南、此峰下有[illegible]田、本名宅田、此田苗子[illegible]、田主[illegible]、[illegible]、于時鶴[illegible]云、我今立[illegible]、[illegible]死、若非大恩、[illegible]存、告我子[illegible]、勿[illegible]苗子、田主[illegible]大[illegible]、放[illegible]不[illegible]、因[illegible]以來[illegible]田、苗子不[illegible]、今[illegible]、因[illegible]田、[illegible]名

（[illegible]）

温湯（ヌルユ）　今北由布村大字川上の小字にして、[illegible]泉あるを以て此稱あり、[illegible]下（タケシタ）とも稱す、[illegible]泉一所、温百二十[illegible]度、[illegible]泉一所、温百[illegible]十[illegible]度、浴場の[illegible]なれども[illegible]客多からず、南立石の西二里にして、嶺を隔つ。○國志云、[illegible]下[illegible]は由布山の西麓に在り、又温湯と曰ふ、[illegible]潮の如し、[illegible]長年中地震の時、由布の西北[illegible]山崩れし、温[illegible]乙丸[illegible]の民屋[illegible]な地下に[illegible]す、八[illegible]じすることを[illegible]ず、池を[illegible]し、[illegible]に二百[illegible]歩を[illegible]す、[illegible]して[illegible]、傍に[illegible]す、中に[illegible]魚を[illegible]す、大[illegible]。

立石山（タテイシ）　北由布村の北端にして、[illegible]、由布西南[illegible]山に[illegible]る、國志云、立石山、[illegible]、高一[illegible]八尺、[illegible]丈、[illegible]を[illegible]す、[illegible]いふ者[illegible]

由布川温泉（ユフカハ）　[illegible]、由布川の谷に數所の温泉あり　乙丸[illegible]は温百二十七度、[illegible]（北由布村大字川上）[illegible]は温百四十度、[illegible]田の中より涌出す、[illegible]に一[illegible]、[illegible]なれども[illegible]の設なし、[illegible]地獄と稱す、[illegible]泉二所、各温百三十度（以上北由布村大字川北）[illegible]は温百二十七度、[illegible]は温百三十度、田中市[illegible]は温百四十度、[illegible]は温百四十六度（以

上南由布村大字川南）此等は皆其居民の使用に供するのみにて、遊客の来る者少し、川西（カハニシ）（南由布村）を由縣と（川西）す。

湯平（ユノヒラ）　今湯平村と曰ふ、由布嶽の西南三里由布川の西側にして、其旧図を二区に分ち、此東に在り、大分町の西[illegible]里とす。湯平の鉱泉、金湯は温百九十七度、銀湯温百三十度、明治[illegible]湯百四十度、明高湯温百二十五度、新湯百二十度、其[illegible]に属す、其金湯は[illegible]最高ければ、溪水を混和して之を用ふ、村中客舎四十戸小集落を成す、川西郷の南一里半。

湯平　廣瀬[illegible]

往往村家不業農、専開客舎務[illegible]、溪光百派湊孤市、客叢十日伴[illegible]、[illegible]作事、春遊半後尚知冬、[illegible]中[illegible]得山[illegible]、其余[illegible]節、

大分郡

大分郡（オホイタ）（オホキタ）　北は別府湾（瀬戸内海）に臨み、沿海平夷なり、大分川及び大野川の中游山野をも属し、面積二十六方里、人口十二万、古より広大の邑と称せらる、本郡の美地なればなり。今三町（大分、西大分、鶴崎）三十一村に分ち、郡治は縣治と同じく大分町に在り

和名抄、大分於保伊太と訓み、十郷に分つ。国志云、大分郡、[illegible]田[illegible]、千百八十九町、今六万二千石、分属府内[illegible]同等六藩、及有馬府領、形勝山[illegible]三面、前北臨海、上[illegible]、是律国府。○風土記云、大分郡、郷玖所、里二十五、駅一所、烽一所、寺二所僧寺尼寺、昔者纏向日代宮御宇天皇、従豊前国京都行宮幸此郡、遊覧地

（碩田）

形、嗟曰広大哉此郡也、宜名碩田（オホイタ）、今謂大分、因其斯[illegible]

也。

大分国（オホイタ）　豊国本紀に見ゆ、天孫本紀「饒速日命六世孫、建彌阿久良命、高屋大分国造等祖」とあれど詳ならず、国造本紀には「大国造は大分国造同祖、[illegible]を[illegible]」なりと載すれど、今本には大分国造を脱漏す、其事蹟を示すは伊余国造即豊国造に参考すれば、神八井耳命の裔とす、即古事記「神八井耳命者火君大分君等祖」とあるに合す、景行紀に「天皇征熊襲、到碩田国、其地形広大亦麗、因名碩田也」とあり、碩田（オホキタ）、此云於保岐陀」と注す。分は段の意にて猶一区劃といふごとし、当時の大分国は、速見郡海部郡より大野直入の高原をも總括したる者ならん、景行紀に「景行天皇皇子、兄稚命者、大分穴穂御埼別、海部直等祖」と載す、穴穂御埼は即海部郡の邑名にて、大分を総名として負はせたるを証明す

（碩田）

阿南郷（アナミ）　和名抄、大分郡阿南郷。○今阿南村（大津留）長才[illegible]の地也、谷村、南荘内村、西荘内村、東荘内村、阿蘇野村などに当る。大分川の上游にして、由布川も此に会し淡内（スキウチ）川と號す、近世は専ら庄内郷と称す、即阿南庄内の謂也。[illegible]田帳に、阿南庄は十町、領家大納言家、地頭守護所、并挾間尾生[illegible]、十用[illegible]九四郎[illegible]、

松富名三十五町　領主挾間尾跡、当知不分明

光一松名十五町　肥後国御家人菊池三郎次郎房高

松武名三十町内　松武本名八町五段、御家人松尾[illegible]三郎[illegible]　吉松名七段、[illegible]山十郎[illegible]　松末名一町八段、大友左近将監職　六郎丸名、六町六段小田原六郎[illegible]　則末名一町、大津留次郎能氏　武宮村四町九段、肥前国御家人、長與馬次郎家経　森村一町六段、原田[illegible]　宗門名三町三段、橋爪[illegible]守殿　石丸名一町六段、大友兵庫入道[illegible]

（透内川）

熊牟禮山（クマムレ）　南荘内村と阿蘇野村の間に在り、由布川の南に聳え、西は[illegible]に至る、山中に熊牟禮権現あり、其別當を東岸寺と曰へり、[illegible]は今直入郡の管治に属し、久住山其西南に[illegible]す、阿蘇野[illegible]四里の長ありて、東北[illegible]内川に入る、久住山の別派[illegible]に發源す、此辺一帯の高原地なり

阿蘇野（アソノ）　豊後集記云、阿蘇山東岩寺は安岩三所権現の[illegible]にて、[illegible]山権現[illegible]所の神也、實任は東[illegible]任の[illegible]と聞えし、僧[illegible]は[illegible]天を祀し、大河[illegible]を祀る、其古[illegible]は[illegible]て、僧家の在所を傳ふ、[illegible]に[illegible]あり、山上には彌陀藥師の二佛御座し、下には北山権現の宮殿あり、[illegible]自在[illegible]の[illegible]か、又[illegible]嶽の内山に[illegible]寺と云[illegible]あり、正[illegible]を安置し、当国[illegible]は一[illegible]三所の[illegible]傳にて、[illegible]田[illegible]の[illegible]を傳へし

庄内（シヤウナイ）（高岡）　舊阿南庄内の謂なれども、今は西庄村大字高岡を専ら庄内[illegible]と曰ふ、大分の西六里、湯平（ユノヒラ）（速見郡）の東二里。国志云、[illegible]は[illegible]（今東庄内）に在り、[illegible]、其下地勢最も険要、天正の役に[illegible]之を保ち、其[illegible]を[illegible]に擁へ、平松向井三子をして之に據り、[illegible]保護せしむ、既にして薩将新納某阿南諸城を略り、遂に此域に迫る、[illegible]、遂に[illegible]軍其の持つべからざるを計り、夜に乗じて遁走す。後國志云、大[illegible]寺は、[illegible]治年中、[illegible]にして、[illegible]方八町を占め、阿南庄の名[illegible]とす。

高坂（タカサカ）　今西庄内村に大字高岡あり、大分より[illegible]に[illegible]路とす。按に、延喜式大分郡高坂駅は[illegible]を経て、太宰府に[illegible]通路に當る、阿南庄内に在りしならんと想像せらるれど、今高坂の名を聞かず。（大阿蘇考すべし）

大津留（オホツル）　今阿南村と曰ふ者是なり、庄内[illegible]の東北[illegible]を指す

國志云、松[illegible]は大津留氏の故[illegible]也、天正の役に大津留[illegible]某々大友義統に從ふて、豐前龍王城に在り、武宮[illegible]田村城に在り、故に三家の支族倶に之に據り、遂に全きを得たり、或は云ふ、大津留氏の妻は[illegible]の[illegible]べからざるを恐怖し、自殺して死す、此を以て城を棄てゝ去ると、未だ孰れか是なるを知らず。

狹間(ハサマ)

(向原)(挾間)

又挾間に作る、今挾間村と曰ふ、近世賀來郷に屬す、蓋古は阿南郷の屬ならん、[illegible]村の東に接し、大分川の北岸なり、[illegible]所を向原(ムカフノハル)と曰ふ、○國志云、[illegible]禪寺、賀來郷向原に在り、[illegible]三年、牧牛禪師の創むる所、即挾間城[illegible]の請[illegible]に因る。○豐後遺事云、慶安三年、一[illegible]を開く、挾間より東院に至り、下[illegible]生石を經て海に入る、二月[illegible]名く、[illegible]る津[illegible]の便あり、[illegible]長一百三十九町、[illegible]凡九万三千[illegible]豐後[illegible]記云、挾間は大[illegible](能[illegible]子)の四[illegible]八百貫文の知行所なり、[illegible]人なりし故、[illegible]挾間とも云、文永十一年の夏、蒙古[illegible]前へ[illegible]し時、[illegible]名[illegible]く人目を[illegible]かせり、其十五代山城守[illegible]は、天正十四年、[illegible]國中の諸士大友家を[illegible]なりけるに、[illegible]は[illegible]心なく[illegible]功をあらはしたり、殊に[illegible]村[illegible]に[illegible]り、薩州勢を[illegible]したり、此城は大龍山[illegible]寺の上に在り。

石城寺山(セキジャウジ)

(西極山)

挾間村の北にして、[illegible]界に當る、山北は即別府にして、山南、内成(ヤチナン)、高崎の諸村、今合同して石城川村と曰ふ。此山は鶴見[illegible]の南[illegible]にして、二里を隔て、東に降下して、[illegible]山作原山と稱る、[illegible]の西南隅[illegible]たり。

登高崎城址　[illegible]

[illegible]

高崎城址(タカサキ)

今石城川村大字高崎の北岡、四極山と稱ふる者是なり、大分の東二里、別府村の南一里。○國志云、高崎山高さ數百仞、海[illegible]に[illegible]し、[illegible]大に[illegible]り、[illegible]上に[illegible]塞あり、大友氏の據る所なり、山下[illegible]民居あり、沖濱と曰ふ、又瓜生島(ウリフシマ)と名づく、慶長元年、地[illegible]の[illegible]、山[illegible]崩れ海水[illegible]れ、北別府より東[illegible]井に至るまで、長六七里、海濱の土[illegible]、人畜[illegible]沒し、此後[illegible]

[illegible]志云、正平十七年、探題[illegible]氏經大友氏時、[illegible]長者原、退[illegible]高崎[illegible]豐府四城、十八年、[illegible]武[illegible]松岡、又[illegible]高崎城、氏時[illegible]之、氏經[illegible]方(豐後[illegible]云、大友大[illegible]氏時、延文三年菊池武光の來攻を聞き、大に高崎山に城き、[illegible]にす、康安元年九月、九州探題[illegible]氏經[illegible]後に[illegible]合し、武[illegible]長者原に[illegible]、遂に[illegible]城に[illegible]す、十月武光[illegible]り[illegible]む、貞治[illegible]年、[illegible]武[illegible]を引て去り、[illegible]文十三年八月、[illegible]下[illegible]守[illegible]を[illegible]て反し、豐府を[illegible]ふ、[illegible]高崎城に[illegible]らんと[illegible]し、[illegible]して之を攻め、第二城に入る、[illegible]近の[illegible]を率て來り攻め、[illegible]川より進み、吉[illegible]左近は城内より之に[illegible]して出[illegible]、[illegible]を[illegible]る。○天正十四年十二月十三日に至て、[illegible]石大友[illegible]部[illegible]光の城へ[illegible]向ふ、[illegible]人[illegible]て[illegible]合、刀を[illegible]ふ所に、[illegible]打負け、[illegible]死し、[illegible]十千餘人命を落し、[illegible]はしり、大[illegible]府内へ[illegible]入る、[illegible]にて府内へ[illegible]、大[illegible]、高崎の城へ[illegible]に、[illegible]高崎にこ[illegible]る[illegible]を[illegible]所へ[illegible](島津[illegible])

神前郷(カンザキ)

和名抄、大分郡神前郷。○今八幡村、石城川村等に當るごとし、神崎の大字は高崎山の北[illegible]、海岸に在りて、八幡(ヤハタ)に屬す。○[illegible]云、七島(シッタウ)[illegible](ムシロ)(大分縣名[illegible])は往昔[illegible]五郎右衛門[illegible]て其[illegible]を傳へたるに[illegible]す、[illegible]次[illegible]に[illegible]し、遂に豐後一[illegible]の[illegible]物となる、有志者其の[illegible]に[illegible]、明治十四年、地を大分郡[illegible]村にトし、[illegible]を[illegible]し、[illegible]と稱せり、五郎右衛門は大分[illegible]町[illegible]なり、[illegible]大[illegible]國金山邊を遍歷したる際、始めて草筵と稱するものを見る、其質堅靭にして、外[illegible]の美[illegible]なる、豐後[illegible]の茅席に優るを[illegible]し、其琉球國、藺草を以て織る所なるを聞き、其の苗を求めんと欲し、寛文三年[illegible]島より船に乘し、辛苦航行、一小島に[illegible]著し、草苗を得て歸る、是實に七島筵[illegible]出の[illegible]とす、蓋し七島とは[illegible]七島の[illegible]ならん、七島は琉球に[illegible]し、故に或は琉球筵の名あり、近來の計算に依れば、[illegible]額年[illegible]百万金に上ると云

柞原(ユスハル)

又由原に作る、今八幡(ヤハタ)村と改號す、柞原山は石城寺[illegible]山の東[illegible]尾にして、林[illegible]り、中に神[illegible]あり、謂ゆる柞原八幡是なり、大分の西一里。(和名抄、柞、由之、本名、[illegible]作[illegible]也)

由原八幡宮(ユハラ)

國志云、社記曰、天長四年十月、[illegible]金[illegible]和尚、豐[illegible]國宇佐宮に詣り、[illegible]を誦し行[illegible]、神託の[illegible]あり、乃ち此[illegible]賀來郷に[illegible]り、古[illegible]を[illegible]し、即ち神殿の[illegible]あり、是に於て[illegible]を建て、國司大江朝臣守久以て之を[illegible]す、因て官社に預る、[illegible]久以[illegible]、大友氏世々之を[illegible]し、[illegible]永七年[illegible]大[illegible]堂を[illegible]側に建て、天正十二年、左京大夫[illegible]に洪鐘を鑄る、寛永十七年・日根野吉明講堂を建るの日、其臣平岡生をして[illegible]さならしめ、[illegible]許多を[illegible]し以て之に[illegible]ふ、[illegible]丹[illegible]の[illegible]なる、國中に甲たり。

接するに[illegible]田[illegible]、由原[illegible]三百四十六町と錄す、蓋大[illegible]ふべき也、[illegible]中の[illegible]以下、諸書[illegible]豐後國一

(西寒多神社)

宮、又は賀來社と稱す、[illegible]本[illegible]は西寒多の神に充てしは誤れり、[illegible]く、今に[illegible]稱して西寒田サザムダと云ひ、國幣中社に列せらる。(由原八幡宮緣起は群書類從に收めらる)

[illegible]云、西寒多神社[illegible]大分郡寒田村に在り、[illegible]して之を大分寒田に祀る、因て襲して大分宮と云ふ、又柞原ユスハラ八幡又柞原大明神とも稱す、本國の一宮にして、[illegible]大[illegible]に對し、現今國幣中社たり、西寒多は[illegible]べし、大日本國一宮記曰、西寒多神社、[illegible]大分[illegible]同[illegible]也、又名柞原八幡、延喜式[illegible]名帳[illegible]曰、豐後大野郡、西寒多、名由原大明神、宮崎同[illegible]也、又豐後國由原八幡[illegible]起云、天長四年丁未十月五日、比叡山延暦寺之僧人金[illegible]和尚、宇佐宮に參籠し、一千日[illegible]間、[illegible]一[illegible]典、[illegible]行兩部秘法、[illegible]□、[illegible]二月三日寶[illegible]、[illegible]示現、[illegible]豐後國、可有[illegible]云々、同年七月七日、豐後國賀來村大なる[illegible]二俣の上、大[illegible]、御[illegible]一尺計飛[illegible]給、其形八足の白[illegible]也、

賀來カク

[illegible]名なり、今[illegible]賀來村を[illegible]、柞原[illegible]は賀來氏と稱したる由、豐後[illegible]に見ゆれば、其神領二百四十六町と云者も、賀來郷に散在したるならん、[illegible]田帳には

賀來社[illegible]百町[illegible]一[illegible]大[illegible]地[illegible]賀來五[illegible]、同[illegible]久保[illegible]十町[illegible]同人

とありて其十六町は他郷に在りしを知る

賀來[illegible]、[illegible]、又高[illegible]とも曰ふ、地方の人の敬[illegible]する所也。(國志) 賀來の[illegible]原に四十八塚[illegible]、[illegible]一[illegible]るに、[illegible]りにして、石郭中に石棺あり朱を塗り、尸[illegible]三人の骨を備へ、銅鏡金環、また玉など多く出てたり。(人類學會[illegible]志)

賀來川は由布[illegible]、石城寺山の谷中より發し、大分川に入る、長四里、今[illegible]東院吉野の諸村を合同して、由布川村と曰ふも此以なり。

國分寺コクブ

今賀來村大字國分に在り、延喜式、豐後國分料二万束。國志云、仁治元年、大友[illegible]國分寺の[illegible]を修[illegible]し、且南都西大寺の忍性律師を請待せしむ、忍性[illegible]に國分寺に往し、日々說教し、大[illegible]堂に滿つ、遂に大に金光明最勝會を修むとぞ、按するに國田[illegible]國分寺料十町と[illegible]す、弘安中尚此の如し、後世[illegible]知る可し、寺[illegible]一町許礎石の址あり、法華滅罪尼寺の故蹟なりと云ふ、風土記「大分[illegible]寺二所、[illegible]寺[illegible]」即是。

荏隈郷エノクマ

和名抄、大分郡荏隈郷。(今荏隈村、豐府ホウフ村、賀來村等是なり、大分川の北岸[illegible]前郷の南也、[illegible]田帳に「國[illegible]、荏[illegible]郷百六十町、大[illegible]、大友兵庫入道殿」とする是也、又同書「國領、[illegible]寺十[illegible]町六段、地頭[illegible]、大[illegible]依[illegible]地、田數不分明」とあるは、今荏隈村、大字[illegible]にあたる。

國府址コフ

今豐府村大字古國府フルコフと云地是なり、賀來村大字國分と東一里、府內城址の南三十町許、大分川の左傳に在り、和名抄、豐後國府、在大分郡、延喜式、豐後國、行程上四日下二日(大宰府) 上遠國、管八郡。

(豐府)

肥前國有馬[illegible]七郎[illegible]申軍忠事

就出御、馳參肥前國々府、同國小城郡城攻合戰以後、御陣[illegible]直、豐後國日田玖珠郡、同國府、豐前國御[illegible]御供仕、[illegible]前國[illegible]入御、致[illegible]、然早預御[illegible]判、[illegible]後證、言上如件

正平十年十一月十八日

進上御奉行所　　承之(花押)(有馬世譜)

府中城址フチウ　古國府

大友氏の[illegible]たる、[illegible]城は[illegible]府[illegible]なり、永祿中、大友[illegible]、丹生島に[illegible]き其[illegible]を[illegible]す、子[illegible]に留まる、文祿二年、[illegible]封せられ、大[illegible]亡ぶ、是より國府[illegible]へ[illegible]村と爲る、府內城又は府中城とも曰ふ、(史學雜誌云、葡萄牙人ピント紀行に據れば、ピントの本邦來航前後四度なり、即其第一は千五百四十五年(我天文十四年)にして、一武人として始て種子島に來り、因て大友[illegible]を[illegible]せり、[illegible]を傳へたるも此時の事なり、其第二は千五百四十六年(我天文十五年)にして、チオルヘアルウアレズと共に、一商人として豐後府中に來り、大友氏と貿易し、[illegible]に[illegible]子[illegible]立つ、此國の爲め貿易をなす能はず、仍て鹿兒島に泊る、其第三は千五百五十一年(我天文二十年)にして、又一商人としてヂウアルテヂガマを上乘さし、豐後府中に來り、大友氏と貿易し、[illegible]に[illegible]せらる、其第四は千五百五十六年(我弘治二年)にして、使[illegible]ナルの從[illegible]として豐後府中に來る)[illegible]云、大友[illegible]入道宗[illegible]の時、[illegible]國の[illegible]を[illegible]に[illegible]るか、永祿二年の秋より、豐後の府に[illegible]させける、宗麟臼杵へ閑居して、[illegible]子[illegible]統武[illegible]の[illegible]らず、島津[illegible]て大に[illegible]を失ひ、[illegible]府を[illegible]す、豐後[illegible]云、天正十四年十一月、我[illegible]を[illegible]河原に[illegible]大敗す、[illegible]府[illegible]に入る、十五年四月、豐國公[illegible]に至る、[illegible]公[illegible]て之に[illegible]す、島津[illegible]走す、六月豐公更に豐後[illegible]に授く、十八年檢地、田[illegible]二万八千四百六十八町、高二十三万千五百石、文祿元年、義統兵六千人を以て征韓の役に從ふ、二年義統[illegible]の[illegible]に[illegible]られ、[illegible]を以て[illegible]封せらる、凡大友氏、[illegible]公[illegible]久七年[illegible]部より、宗麟公[illegible]まで[illegible]百九十六年、[illegible]世二十一にして亡ぶ、

地誌提要云、古へ國府を大分[illegible]に置く、[illegible]府の[illegible]大友能直を以て守護とし、[illegible]奉行を[illegible]、子孫[illegible]

護を世襲し府内に治す、建武中興、能直五世の孫貞宗更に守護に補す、其子氏時足利氏に屬し、肥後の菊池氏と戰ふ、永正中、貞宗七世の孫義鑑筑後の東境を畧有す、天文の末、其子義鎮(ヨシシゲ)菊池氏を滅し肥後を併せ、大内氏の亡ぶるに乘じて、兵を豐前筑前の間に出し、毛利氏と戰ひ、其黨族を驅陷して二州を畧定す、永祿中筑後を取り、肥前の龍造寺氏を降す、是に於て大友氏提封六州に踰り、自ら九州探題と稱す、義鎮封を其子義統に傳ふ、既にして龍造寺氏叛き、肥前筑後諸族皆携貳し、疆域日に蹙る、天正十四年、島津氏來り侵し、府内陷り義統出奔す、明年豐臣氏西征し、義統の封を復す、朝鮮の役罪ありて封を收む、○慶長五年の亂に、大友義統大坂の命を以て國に歸り、兵を擧け西軍に應し、別府立石に陣し、舊臣義故を集め、木附城を襲ふ、黒田氏來攻、義統之と戰ひて敗績す、

益軒紀行云、大友城跡は今の府内の南半里にて、上の原と云所也、元府内と云ひ、今は荒野と爲る、大友左近將監能直より以後代々の城地なり、萬壽寺と云大寺あり、俗說に百合若大臣の舊草と云へど、妄說なるべし。○島津家譜云、天正十五年三月、豐後の者は皆今、新寺と云、其上大友等代々頃なるに依て、折を得、皆こゝかしこに寨を立て敵となる、大守義弘前後より敵を受て、合戰難義たるべしとて、三月十一日野上(ノカミ)の陣を去りて武宮(野南庄)へ移り、同十二日武宮を立ち府内の城に入る、如案敵兵跡より起、合渴の城と戰り往ふ橋用宮の味方も心して、兵を出して降勢を催ふ、日向の地に於て防ぐ可然と、方々賊の人數を集め、十五日の夜半に及て陣を排ふ。

富鐃(フニヨウ) 今豐府村の大字なり、宇佐大鏡に「府生(フナフ)津留島地廿町者、侍從中納言家領也、而寛仁三年所被本寄也」とある即此。

勝津留(カツツル) 宇佐大鏡云、勝津留島七十町、件津留者本荒野也、而永承元年之比、權介膳伴宅相由請國之、令占荏隈堺和判太三箇所堺寄附地、爰大嘗元年、冬永行詣藤原所裁申又曰、

請被殊任傍一與判申立府國御判、爲永代之私領、且勞殊學桑、且開作寄附荒地一所状

在大分郡　荏隈郷、勝津留、河尻等、四至、東限北迴二方市河也、南石屋島際、西高國府岸上領島際者、

又東平　年貢官日、

勝津留、四至東限市河、南限石屋寺前、西限高坂横道、北限河、

又延久元年申状曰、室町寄進津留云々、永保四年申状曰、[illegible]字勝津留田[illegible]佰町　○勝津留は今其名を失ふ、津留とは方言原野の名なり、荏隈鄕中間と云ふにて概推すべし、津留(ツラ)と云ふと同じき根據。

植田鄕(ワサダ) 和名抄、大分郡植田鄕。○今植田村、東植田村、西植田村及び野津原村、吉野村、今市村等なるべし、荏隈鄕の南にして、七瀬川の山谷なり。[illegible]安植田莊、植田莊三百二十五町二段、知家大納言二位御局とありて、上津名、乙[illegible]名、吉[illegible]名、永富名、行弘名、松武名、千歲名、市國名、光吉(ミツヨシ)名、羅市名等の名田に分れたり。光吉は今も東植田の大字にのこる

(吉光)

七瀬川(ナナセ) 今市村靈山の北に發源し、東北野津原村を經て、植田鄕を貫き大分郡に入る、長七里、直入郡長湯(ナガユ)より高原を踰え、今市村に來り、七瀬川の谷を下り大分に向ふ山道あり。

早田(ワサダ) 植田に同しかるべし、史徴墨寳考證云、阿蘇文書、正平十二年征西將軍法文「豐後國早田莊地頭職、自舊東時、[illegible]御相傳之地」とあり、尊卑分脈を檢するに、宗尊親王の子眞覺「號早田宮惟正、其子宗治、後[illegible]大草御猶子、從三位左中將」とあり、是即宮三位中將なり、延元二年の冬、豐後に下る、同時五辻宮大隅日向征伐の令旨を、阿蘇家に賜す、兵部卿は即五辻宮にて、宗治の兄なるべし(豐前國宗像を參考)

靈山(リヤウゼン) 東植田村の南方に聳え、山容西南神角山御來迎に連る、山東は即判田鄕の地なり、國志云、靈山、山容巍々、相傳ふ、竺僧那伽此山に登り、愕然として嘆して曰く、我が舊栖何れの年か此に飛來るぞ、遂に錫を留めて寺を營み、靈山飛來と名つく、當時以て靈場となす、上に池あり御霊(オンタケ)と曰ふ、其傍雲蔵亦此郡の鎭なり、本宮山は寒(サムタ)山の東嶺なり、其背の如し、上に神祠あり、山下寒田村(今東植田)に西寒多祠あり、大友所伏、大野郡より移し城南の鎭守となしたる者とぞ。

(本宮山)

寒田(サムタ) 豐後式社考云、延喜式、大野郡西寒多(ササム)神社は今大分郡植田鄕寒田村に鎭座あり、上下の宮ある也、上の宮は同郡植田莊木村の山上に石祠あり、本宮[illegible]明神と稱る也、本宮[illegible]の地、大野郡大野鄕土師村に近し、本宮寺のあたりまで其比は大野郡に屬せしにやあらん、凡式内神社十にして七八は山川をいつきまつる、野津の寒田社は小さき山にして、祭すへき山にあらず、本宮[illegible]は實に大分郡の中央に有て、秀麗の山とも可謂哉。

野津原(ノツバル) 今野津村と曰ふ、山驛なり、大分の西西里、今市(今市を去る二里)久住を經て肥後に通ず。

豐後國志云、野津原谷村は[illegible]川谷旅にして、熊本府を去る二十六里。

今市(イマイチ) 今市村と云ひ、大野郡に屬すれど、地形は大分川の支源七瀬川の上游にして、植田鄕と相接す、野津原驛の西南二里、久住驛の東北五里とす。國志云、古植田莊今市あり、或曰く舊村野市を移したる者にして、文禄三年此に間道を開くと。

津守鄕(ツモリ) 和名抄、大分郡津守鄕。○今稙尾村是なり、荏隈植田二鄕の東北にして、大分川の右岸に

在り、大字津守、片島、曲、羽田、下郡などあり、國府と一水を隔て丶相對す。

勾（マガリ）　豐田帳云、津守庄七十町、領家、勧修寺小[illegible]中納言家、五石九十六丁、地頭、御所女中御局（光永名、恒光名、則作、片島、曽根）勾保四十六町、同本名二十七町六反、守庄大鑑云、勾同行者、字勾六郎藤原貞平所領也、假名内[illegible]道、正治五年師員伊房譲入、據云水田余拾陸町漆段佰伍拾歩小參町等、在津守庄勾同符内（豐田帳云、津守庄内、勾保四十六町一段三百歩、勾次郎宿禰、編成名二十七町八段六十歩、敷戸小次郎。

大分神社（オホイタ）　國志云、豐日志、大分神社二處あり、一は[illegible]田に在り、豐門別命を祭る、一は津守に在り、[illegible]を祭る、蓋し[illegible]は豐國造大分君の祖是なり、豐門別命景行天皇の皇子にして、[illegible]所、其孫大分君[illegible]是なりく、今[illegible]在る所を詳かにせず、又[illegible]、承和十五年、豐後國大分郡の擬少領[illegible]公家吉、同郡寒川の石上に於て、白亀一枚を獲、以て天瑞となし、之を獻せしかは、嘉祥と改元あり、蓋し寒川（サムカハ）即大分川あり。

（寒川）

津守（ツモリ）　國志云、松平忠直、元和九年本郡に配せられ、萩原に住す、初め[illegible]國に受け、政令常なく、屢ば暴虐を行ふ、是に於て國削られ、更に二十五萬石を以て[illegible]に賜はる、[illegible]に五千石の地を以て配所に附せらる、因て竹中[illegible]正重[illegible]をして監せしむ、[illegible]る、又日根を津守に移し、日根野織部正吉明をして之を監せしむ、慶安三年九月卒す、年五十六、生石淨土寺に葬る、三子有り、一を松千代と名つく、一を[illegible]千代と名つく、並に越後國高田城に復歸す。

笠和郷（カサワ）　和名抄、大分郡に和郷（今大分町、西大分町是なり、往時[illegible]郷の北にして海に臨む、和名抄笠和の外に、又笠[illegible]（カサノヤ）郷を載す、[illegible]は和に誤寫し易ければ、重複にや、又笠和郷の[illegible]たるへき本郷の別に立てたりしにや、後世は笠和の名を[illegible]せず、[illegible]名亡ぶ、不審といふべし。豐田帳、國領、笠和郷百七十町、地頭大友[illegible]吉支書、建武元年五月[illegible]旨、

（笠和郷）

豐後國大野庄[illegible]管村半分、南方秤下村[illegible]地頭職、同國笠和郷[illegible]名同等々[illegible]、[illegible]國三奈木生内田[illegible]山野等、[illegible]人、[illegible]法師、法名正玄當知行、不可有相違者、

生石（イクシ）　今西大分町の大字と爲る、國志云、[illegible]は當[illegible]井寺と稱したり、文永年中、大友[illegible]る所なり、佛眼禪師開山、寺は初め神領に在り、慶長[illegible]後此に移る、更に稱して[illegible]寺と曰ふ、寺前の田間に巨石あり、徑一丈許、稜岩屹立、形山の如し、生石の地名之に由る。

春日神社（カスガ）　今西大分町大字[illegible]（セイチ）に在り、其海を神宮寺浦と曰ふ、國志云、[illegible]村春日[illegible]、[illegible]年、豐後國司藤原朝臣世[illegible]相州より勧請す、建久年中、大友[illegible]府に就くや、之を[illegible]、仁治三年、大友[illegible]、[illegible]律師に[illegible]し神宮寺の[illegible]を再興す、天正中兵火に罹り、慶長十二年、竹中重隆重修す、神宮寺の側に、山陰中納言の墓と傳ふる[illegible]あり、○又云、神宮（シングウジ）寺浦は往時海舶會する所なり、南浦集に曰く、天文十年辛丑秋七月、大海船一隻あり、直に豐の神宮浦に至る是なり、又十二年癸卯秋八月、其人六大船に[illegible]して來る、此後比年絶えず、野史に曰はく、大友[illegible]貿易を喜び、互市を許し、日精て天主[illegible]法を受く、[illegible]此時なり、[illegible]儀式備志に曰く、西蕃波[illegible]（ボルトガル）[illegible]國（フランス）[illegible]鳥銃を日本豐州に傳ふと、又是なり。

（勢家）

（神宮寺浦）

律院（リツヰン）　今西大分町の小字なり、金剛寶戒寺と號する律院あるを以てなり、寶戒寺は大友貞宗の中興、近世日根野吉明重修する所とす、顯孝寺も貞宗の開す者とす、瑞光寺は大友氏時の建つる者とす、皆此地に在り。

大分（オホイタ）　今大分町と云ふ、人口一万二千、北は海に臨み、東は[illegible]川（古名大分川）[illegible]、[illegible]中、福原直高[illegible]此に移し、[illegible]、[illegible]治慶新[illegible]、改めて大分[illegible]、近世[illegible]二万石の城下たり、今縣治の在所とす。

大分縣廳（オホイタ）　大分町[illegible]に在り、豐後一[illegible]、豐前二郡を管治す、人口六十万。○大八洲遊記云、[illegible]府内城、居平地、還以壕塹、疊石爲壁、樓櫓有存者、古者大友氏所[illegible]、其本城在[illegible]云、[illegible]後、[illegible]、治[illegible]、萬治九年、[illegible]下[illegible]二[illegible]、[illegible]内、比之他[illegible]不廣[illegible]

府内城址（フナイ）　慶長二年、[illegible]、[illegible]に徙し、更に其北に城く、四年[illegible]之に代る[illegible]二万石、五年、福原早川二氏西軍に應し家亡ぶ、十年竹中伊豆守重成（一作重[illegible]）二万石を以て本城に封せらる、寛永十一年、子采女正重[illegible]、[illegible]せられ、日根[illegible]正[illegible]之に代る、封二万石、明暦二年嗣子なきを以て除封せらる、萬治元年、大給左近將監[illegible]後[illegible]して[illegible]治に至る、○豐後遺事云、慶長二年、福原直高府内[illegible]二万石に封せられしかど、舊城の[illegible]地利の不便を以て、[illegible]して城を移し、三月[illegible]新[illegible]に登り、地形を相し、遂に荷落（ニオトシ）をトし大に土功を興し、直高親しく監督す、人一日銀八分を給す、[illegible]、[illegible]の山中に[illegible]、石は高崎山下より運搬す、同四年四月府内新[illegible]成る、直高移り居る、荷落城の名、[illegible]なるを以て、更に[illegible]城と名く、五月東[illegible]福原[illegible]封に復し、再び早川長敏に府内城を與ふ、翌年東西軍[illegible]る、長敏（一作行敏）を引き大坂に至り西軍に屬ふ、[illegible]後、[illegible]、十年竹中重[illegible]本城に封せらる、加藤清正寄[illegible]、[illegible]日春日[illegible]前に小丘あり、其状[illegible]の如し、[illegible]山と名く、丘上に登れば直に城中を下視すべし、清正其不利を告く、[illegible]して更に小

丘を城南庄原に築き、蓬萊山と名づけ、春日祠前の丘を毀たしむ。○國志云、府內は舊國府の地に在りて、其來るや尙し、大友氏の封を受けてより、累世此に居りしを以て、比屋鱗次、商賈輻湊、最も饒富たり、天正兵火の後、早川長敏再修、福原直高荷揚城を今の地に遷むるに及んで、街市又幷せ遷り、終に城の三面に充つ、今現に存する所のもの、大抵四十餘坊たり、此地初め荷落と名く、稱呼佳ならず、更に荷揚と命す、壘壁濠塹の固き、樓櫓門堞の盛なる、最も美觀となす。

征西戰記稿云、明治十年三月、中津士族増田宗太郎兇徒を嘯集し西鄕に應す、卅一日の夜、中津支廳を襲ひ縣吏を殺し、四月一日日出に至り、一隊は舟に乘し海陸兩路大分に向ふ、二日午時縣廳に迫る、縣官舊城に據守し、銃戰半日、賊其夜市中に放火し、貨財を掠奪し、別府関南に走る、宋太郎以下六十餘名、間道玖珠郡田野に出て、阿蘇郡を經由し、肥後國賊集の薩人に投歸す、五月に至り賊日向路より又豐後に入り來る、十七日賊今市(三重)に進み漸く大分縣廳に迫近す、因りて縣官は巡査をして銃器を携帶せしめ、舊城に堅守して、孟春淺間兩軍艦の陸戰隊と戮力す、賊乃ち其備あるを見、轉して鶴崎に向ふ、會々佐賀關上陸の東京巡査隊にして之と遇ひ鶴崎を守る、賊夜に乘し來犯、死傷若干、賊直に戶次に退き、又竹田に據る、六月一日賊急に臼杵に入り、哨兵を白木峠に出し、再び縣廳を伺ふ、奧少佐(保鞏)積尾に屯し之に備ふ、縣官は舊城に堅守し、敵の至るを待つ、孟春日進の兩艦は海上を巡邏す、諸賊の佐賀關を襲ひ、土佐の士族を呼應せしめんことを虞ればなり、十日臼杵官軍の略有に歸す、廳下稍安堵す。

府內侯延見、城中賦此奉呈、　廣瀨　淡窓

參差樓櫓袁嶠城、三面池廻一水淸、夾道檜松森有影、趨朝劍佩肅無聲、會盟自古尊同姓、班位于今重大名、(本邦稱城主爲大名、蓋本左傳語)豈料不才勞下問、野人猶得作先生、

府內　　秋　梅舭

百雉城樓水一方、鷗鳧近映女牆翔、蒹葭洲渚石堤白、松岸汐聲松露香、室園有人來賦筆、搔首遊士去踟躕、觀風日自西郊落、堆積魚鹽足業鄕、

大分港(堂尻川)

大分町の北、堂尻川(大分川)の川口にして、港端に燈明臺を設置す、泊地は石堤より成れる良好の小船港あり、又暴風標あり、大分市は其東方に布置し、大分町濱あり、人口約一萬餘にして、輸出品は米穀と花蓙のみ、神戶港二百十海里、馬關七十海里、佐賀關十五海里。

瓜生島址

豐後遺事云、慶長元年七月十二日、地震海溢、沿濱盡く其災を蒙る、瓜生島亦淪沒す、瓜生島は大分郡北の海中に在り、東西一里南北廿町、大分海岸を距る廿丁餘、速見郡を距る十九丁、居民千餘戶、人口五千餘あり、此災死者八百七人、初め文祿三年早川長敏の府內に封せらるゝや、兵火の餘城邑荒廢、居民流離す、因て城邑を修築し、人民を賑恤し、漸く其舊に復す、是に至り再び災害に遭ひ、因て又其屋を沖濱に構へ、瓜生島の餘民を置き、衣食を散與し、人民賴り以て生を得たりとぞ。

萬壽寺

國志云、府城南東に在り、相傳昔百合若長者の女萬壽姫と名つく、賊の殺す所となる、之を痛悼し、爲に寺を建て追薦す故に名くと、歷年の久しき、唯其舊址のみ、德治元年、大友出羽守貞親、萬壽の舊址に就き、更に寺を興し、直翁禪師に請ふて住せしむ、師嘗て元に遊學し、翰林學士趙子昂と相善し、故に入元請益の僧に依て書を寄せ、肇額を請ふ、趙公乃ち蔣山に大字を書し以て贈る、今の標額即ち是れなり、當時寺宇莊麗にして、僧房十餘區あり、一方の名藍なり、永祿中田原紹忍の燒く所となる、後丹山禪師之を興す。○豐後遺事云、大友萬壽公貞親は出羽守と稱す、德治元年を以て老し、剃髮して玉山と號す、慶長元年薨す、年六十四、大分郡律院に葬る、公文學を好み、嘗て市隣に詩を賦して云「自羞修屋不修籬、重九籬無菊一枝、賴彼南山看不見、下簾只誦古人詩」○大友記云、宗麟公は吉利支丹宗に歸依せられ、神佛は我宗の魔也、然れば國中の大寺大社一宇も殘らず破却せよとて、一番に住吉大明神の社を山森紹應に仰せ燒拂はせて打崩する、次に萬壽寺破却の承りは橋本正竹にて、彼寺へ行向ひ、山門より火をかくる、時しも辻風烈しく吹かけて、會所本堂常行堂に燃付きければ、寺中須臾の間に灰燼となつて、佛像經論聖教忽に寂滅の煙と立のぼる、東堂西堂は跣跣にて行方も定めず迷ひ出給ふ、實に希代不思議の惡逆かなと、眉を顰めぬ者ぞなき、抑彼萬壽寺と申は、由利若大臣御建立の靈地として、往古より今まで相續きたる三百余町の寺領を召上られ、方八町の寺內に三百餘箇所の大伽藍いらかを並べ建たるを、只一片の煙となす、尙も宗麟より吉弘內藏助に、國中の佛神薪にせよと仰付られければ、山々在々に走り廻つて、佛神尊容を薪と爲す。

大分川

下游には堂尻川の名あり、水源久住山に出て、東流朽網川を曰ふ、由布嶽より發する逐內川(一名由布川)を容れ、花牟禮に至り七瀨川を容れ、北に折れ大分町の東北に至り海に入る、長十五里。風土記云、大分河之源、出朽網之峰、指東下流、遂入東海。

跡部鄕

和名抄、大分郡跡部鄕。○今詳ならず、森原(今東大分村)高松(今日岡村)の邊かと想はるれど、徵證なし。

武藏鄕

和名抄、大分郡武藏鄕。○今詳ならず、別保(森町)高田などにやとおもはる、凡此武藏跡部の二鄕は、中世より高田庄の中に籠められたるごとし。圖田帳に、

高田庄貳百町　[illegible]長寺
木庄百八十町　地頭三浦助入道殿
牧村二十町　地頭御家人牧三郎行云々

と有り、牧は今東大分村の大字なり。

萩原（ハギハラ）

今東大分村と曰ふ、常屁川の東岸にして、常屁の分流萩原川此地を貫流して海に入る、萩原は元和中細川[illegible]黒直の[illegible]所なり。

森（モリ）

萩原の西南一里に森町あり、今別保(ベツボ)村と稱す。國志云、高田郷森の專稱寺開祖[illegible]禪師(センサウ)は、防州山口の人なり、應永中[illegible]、一寺を此に創む、時に本願寺八世[illegible]如上人、一向專心の旨を説き、道[illegible]化を[illegible]、[illegible]如く之に就く、[illegible]高[illegible]、遂に法[illegible]に[illegible]し、[illegible]宗旨を修めて豐に還る、是より[illegible]九州に此法[illegible]し、蓋し天然より始まる、今に此[illegible]專相に屬するもの凡そ四百餘寺ありと云ふ。

(專稱寺)

高田（タカダ）

[illegible]郷名にして、近世高田郷四十四村は細川家領たりき、今鶴崎町、三佐(ミサ)村、[illegible]村、川添村、明治(メイジ)村、高田村等を總稱す天正中には鶴崎の國主吉岡氏の領高田二百町と稱したる地也、大野川の西岸とす。ゼスイト會社は、大友氏亡滅の後まで、豐後所々に之を見たり、慶長中、豐後には府内[illegible]外、高田、野津、[illegible]ありし也、[illegible]宗門の古文書に見ゆ（[illegible]高田郷[illegible]能仁(ノウニン)寺は、寛永五年、行誉[illegible]開基[illegible]たり、幷せて肥州[illegible]本天福寺を[illegible]む、是より先き慶長の[illegible]民間に、天主[illegible]の[illegible]あり、之を[illegible]すと雖も[illegible]はず、[illegible]後の州牧細川忠利之を[illegible]ひ、夫れ頑民邪[illegible]を信ずる者、未だ曾て正法を聞かざるを以てなり、豈若し[illegible]行[illegible]の僧をして、正を擧げ邪を[illegible]かしめば、豈其れ心を回らして佛に歸せざるを得んや、もし頻りに極刑を用ふるも徒に人を損し益なきのみ、是に由て國老相議して[illegible]高[illegible]及び[illegible]二僧を[illegible]く、而して[illegible]は高田邑に就き新に瑞光山能仁寺を建て、邪黨を挫折す、化導大に豐肥の間に[illegible]し、竹[illegible]に[illegible]寺を[illegible]し、其支院となすもの凡二十二寺。（國志）

(能仁寺)

鶴崎（ツルサキ）

今鶴崎町と云ふ、大分の東二里、大野川の川口なる洲上に在り、其北なる洲には三佐村あり、大野川二派に分れ、西流を乙津(オトツ)と呼び、東流を山川と唱ふ。鶴崎は熊本城主細川家の領邑にして、別[illegible]を置き船舶を備へ、[illegible]往來の埠[illegible]と爲せる地とす、今も民戸二千の富邑なり、三佐(ミサ)は竹田城主中川家の別館を置きし地とす。○寛政八年有方叢云、從佐賀關至鶴崎相距五里、皆肥後侯管内、其在豐後國者爲四萬石、治鶴崎、歲遣强大夫一人吏人若干名、理政事、其餘則土著、人家[illegible]郭、商賈輻湊、風土人物、宛然侯國也、肥後[illegible]海於西、東則接山、故舟可以西發、而不便於東[illegible]、常以天草[illegible]易之、舟[illegible]帆檣、凡侯覲就封、有用之具、[illegible]藏於此、有故城、大友氏所置。

(三佐)

鶴崎城址（ツルサキ）

肥後國志云、鶴崎故城は今侯別邸の地是也、大友家臣の臣吉岡入道宗歡の故居にて、其子[illegible]賢は天正六年日[illegible]陣の時高城に戰死す、其子甚吉統益、天正十四年不在の日に方り、薩州の兵來り圍む、甚吉が母妙林尼、高田郷士を召集し之を拒み、遂に乙津川に追擊して、大捷を得たり。○豐[illegible]軍記曰、[illegible]崎城主吉岡[illegible]統增は、大友宗麟の命に從ひ、臼杵丹生島に籠城して、鶴崎城には統增の祖父[illegible]河守入道宗歡が後室妙麟尼（丹生小次郎正俊が女）と云ける者守り居たりける、（時に天正十五年）薩州の大軍發向する由聞えしかば、其來襲を防んとて妙麟雅て籌慮を廻し、自ら出て繩張し、外郭二三の丸を見計らひける、[illegible]の事にてある間、[illegible]の裏をば板或は疊なきを以て隔せ、塀を[illegible]にす、抑此高田鶴崎の二邑と云けるは、戶次川[illegible]より北にきなりて、戶次川派分れて洛々と二邑を中に置き、海波河水と共に縈帶して自ら成る琵琶の[illegible]、誰か巧になしつらん、鶴崎は首に[illegible]て高田は[illegible]を見る如く、中間二川[illegible]て[illegible]、[illegible]に[illegible]る[illegible]にて、[illegible]、[illegible]にも二市に[illegible]を[illegible]して、[illegible]に高田二百町、[illegible]等を驅促し、今や今やと待つ云々。

[illegible]西[illegible]云、正平二十[illegible]年、[illegible]京都、[illegible]之[illegible]豐後[illegible]、[illegible]、大[illegible]氏[illegible]船五百[illegible]、[illegible]島、[illegible]之[illegible]、[illegible]田、[illegible]上[illegible]御太守[illegible]。

犬飼川（イヌカヒ）

大野川に同じ、[illegible]は直入郡に[illegible]し、東[illegible]、[illegible]に至り、北折して大分[illegible]、故に戶次川の[illegible]あり、[illegible]より[illegible]に至る[illegible]十六里、犬飼より鶴崎に至る又五里、二派に分れ、鶴崎三佐の二洲を繞り海に入る、一名山川(ヤマ)。

(山川)

豐[illegible]詩史云、犬飼[illegible]十里[illegible]、[illegible]、[illegible]竹田[illegible]其[illegible]曰、此江[illegible]川、[illegible]可[illegible]入[illegible]也、[illegible]而不可舟、[illegible]可舟[illegible]、以[illegible]也、其舟[illegible]可[illegible]者、獨有此江耳、余[illegible]大[illegible]、[illegible]而下、初則舟行[illegible]、水[illegible]、[illegible]、忽窄乍寬、或水衝而山崩、崩而爲斷崖、高者百餘仞、山骨[illegible]剝、[illegible]、有[illegible]、[illegible]山[illegible]水[illegible]、々而[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]、鶴城古[illegible]、西[illegible]山[illegible]、近[illegible]、[illegible]下抵[illegible]川、則東岸松林十里、白砂一帶、西岸[illegible]、[illegible]立、左[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]而抵[illegible]、[illegible]川東南里許、有一大石、[illegible]、[illegible]、百年[illegible]、[illegible]所[illegible]、河道[illegible]、今[illegible]江[illegible]也、[illegible]之[illegible]形[illegible]。

判田郷（ハンダ）

和名抄、大分郡判田郷　○今判田村、戶次村、松岡村、竹中(タケナカ)村、吉野村、河原内村等なる者、[illegible]戶次川、古道[illegible]稱吉川是也べし、犬飼川の游中にして一山谷を成す。弘安圖田帳に

は判太郷三十町國司地頭大友云々。清田村は西南にして、大友國主の時、清田氏の邑なり、戸次村は中央に在り、戸次氏の舊邑たりき、中世清田郷と云ふも此ならん。

（清田）

松岡（マツヲカ）　鶴崎の南一里半を松岡村とす、大分川此に二分し、西派は乙津（オトツ）川と稱り、東派は山川と稱る、大字毛（ケ）井（ヰ）あり。津守四郎[illegible]宗永久の亂に軍功あり、[illegible]東より本州毛井社地頭職を賜る由國志に見ゆ、又松岡城の事は豐西要略云、探題少貳氏背與大友氏時爲於高崎、小貳一族守松岡城、宗像松浦守[illegible]梓城、官軍六万分攻四城、主客相挑、正平十八年二月、菊池武政陷松岡城、小貳入道擒溪出奔于土佐國、五月菊池武勝城八代[illegible]是等挨高崎城、大友氏時法師得悟、夫以爲最不較[illegible]之、於是捨城走于四國、又遂爲[illegible]顔、歸豐前平均。

（毛井）

戸次（ベツキ）　[illegible]井名なり、[illegible]田郷[illegible]東を分割したる者にして、今戸次村、竹中村、吉野村、河原内村等是なり。戸次市は其中央にして、松岡の南十八町、犬飼（大野郡）の北二里半なる山驛とす。圖田帳云、戸次庄九十町、本家官秋門院御領、地頭職戸次太郎時直法名道[illegible]、同次郎重頼、利根[illegible]郎[illegible]。〇九州軍記云、戸次氏の祖左衛門尉大友市[illegible]は、鎌倉武家[illegible]相[illegible]守[illegible]時[illegible]の好みを以て、兵庫頭[illegible]時まて四代が間は、北條家に昵近し、何れも諱の一字を免され、從五位下に敍して、[illegible]西の評定[illegible]なり、[illegible]時[illegible]男右馬助直光は足利直冬に屬從し、其後京[illegible]將軍家に仕て、下野守[illegible]務と改む、[illegible]六代の孫丹後守[illegible]（ワマサ）入道玄心、文明元年、大友大内と[illegible]の[illegible]り、豐前國馬ヶ岳に討死す、其より[illegible]地も次第に削取れ衰へ、[illegible]に豐後戸次[illegible]北（フギキタ）[illegible]の城を取きめて居住せしが、親貞四代の孫鑑連に至て、家門[illegible]時に盛りて[illegible]す、鑑連入道して道雪と云ふ、天文中大友[illegible]を[illegible]け[illegible]前を代ち之を取り、立花山に城き之に移る、因て氏號を立花と改む、天正十三年[illegible]す、道雪死して大友氏[illegible]に[illegible]ふ、養子宗茂（高橋氏）及武門、其[illegible]の[illegible]し肥後國[illegible]云、戸次[illegible]山[illegible]に[illegible]我部信親[illegible]り、土佐元親の[illegible]子にて、天正十四年、豐臣氏西征の前鋒に從ひ、島津の兵と戸次河に相拒む、十二月、利光城兵と共に竹中村に出戰す利なし、信親戰死す、隨從いもの四十一人の骸と共に今に存す。〇豐薩軍記云、島津家久は戸次の鶴賀城を攻め、其南方八町隔てたる梨尾山に陣す、十二月七日、城主利光（カガミ）鑑教入道宗魚出戰利あらず之に死す、此鶴（ツルガサヤ）賀城は登ること五六町、山けはしく谷深し、殊にすぐれて難所なれば、[illegible]地ばかりにてぞ有ける、鶴賀の城兵[illegible]持こらへて有けるを、府内の大友義統は日頃に[illegible]て、信行長宗我部相伴ひ六千餘、十二日鶴賀城の西北の鑑（カガミ）ヶ[illegible]に着陣す、前は竹中村なり、信行[illegible]先に川を渡して合戰ありしに、[illegible]等に斬崩され、長宗我部信親[illegible]戰死す、[illegible]軍力に及ばず、府内をさして引退く、吉弘統幸[illegible]河原に[illegible]等を食止む、其夜府内にては動亂に一決し、義統は豐前へ走り、長宗我部信親は四國へ[illegible]す、家久やがて府内に入る、鶴賀の[illegible]今は[illegible]て[illegible]丹生島へ引取る、

海　部　郡

海部郡（アマベ）　明治十三年分割して北海部南海部の二郡と爲し、北郡は臼杵に治す、二町廿五村、南郡は佐伯に治す一町廿三村、豐後水道の西側にして、[illegible]續す、北郡、[illegible]二十方里、九万二千、南郡、面積三十方里、七万九千。

（北海部郡）

和名抄、海部郡安万と註し、四郷に分つ、風土記云「海部郡、郷四所、里一十二、驛一所、烽二所、此郡百姓並海邊白水郎也、因曰海部郡」と、郡名は住民に因るを證す、續紀、延曆四年の條に「豐後國海部郡大領、海部公常山、居職不怠、撫民有方」云々と錄す、天慶の亂に佐伯院に兵を起る、[illegible]海部の住民流れて海賊と爲れる也、弘安圖田帳、海部郡八百餘町、近世には[illegible]地高四万八千石あり。〇按に書紀「景行天皇々子、兒[illegible]命者、大分穴穗御埼別、海部直等祖」と見ゆ、此海部蓋其地にして穴（アナホノミサキ）穗御埼と云ふは佐加[illegible]の御埼の古名にや、惟ふに本郡は大分國の分域にして、穴穗とも呼べる也。〇又按に、今大野郡小野（ヲノイチ）市、[illegible]同[illegible]往昔海部の屬にて、延喜式海部小野驛と云ふは、即小野市なり。

（南海部郡）

豐[illegible]編、日本國[illegible]に「豐後[illegible]爲[illegible]乃、[illegible]法[illegible]、爲鎬[illegible]、爲由[illegible]、爲撫一葉、爲[illegible]四葉」との[illegible]乃とは府内にして、撫一葉は佐伯、島岡葉は臼杵なり、其餘は知れず。又[illegible]社[illegible]記に、[illegible]治四年[illegible]所、豐後國木津木津とある木津も詳ならず。

（穴穗御埼）

佐井郷（サヰ）　和名抄、海部郡佐井郷と[illegible]、今西大（ニシオホサイ）在村、東大在村、小佐井村、川添（カハツヘ）村、丹生（ニフ）村、五に分る、西は大分川を隔てゝ大分郡に至り、北は海、南は山（白山、霊内山）東は佐加郷とす、風土記云「佐尉郷在郡東、此里舊名酒井、今謂佐尉也」と、按に當時海部の[illegible]家は、佐加郷に在り、[illegible]大友文書に元弘三年十月大宮司[illegible]時へ豐後國大佐井郷[illegible]職を[illegible]へ、傳領して[illegible]村に附與せられし事見ゆ、又[illegible]田帳に、

（大在）

國[illegible]大佐井郷五十町　地[illegible]領[illegible]大[illegible]女子
國衙小佐井郷七十町　地頭[illegible]前國[illegible]次郎[illegible]永
國[illegible]柴山村十町　地頭戸次三郎重[illegible]
國[illegible]井村十町　地頭[illegible]國平林[illegible]太郎[illegible]

（小佐井）

白山（シラ）　小佐井村丹生村の南峰にして高五百二十米突、坂野市より臼杵町に通する山路之に係る、此山系は霊内（ヒロウチ）山（川

硴村大字□内)とも稱し、東北に走せ、佐賀關埼と爲る。
(□□)國志云、白山□高有石塔、□中方丈許、取路岸下、山□□□行一里、有九六位山、九六位山有圓通寺、相傳日羅所創也、□有智大士像

佐加鄉　和名抄、海部郡佐加鄉(今坂野市村、佐加村、木佐村、志生木村、佐賀關町、一尺屋村等是なり。佐井鄉の東なる海上に延伸する地を曰ふ、其□□□□□にして、豐後水道の佐賀□海峽是なり。□□□田帳には「國領、佐加鄉百五十町、地頭相模守□□」と錄す

坂野市　又單に市村と曰ふ、大分の東三里、海に沿へる小邑なり、坂野市の東一里に□□を□する□□□あり、北に井出す、

佐賀關　今佐賀關町と曰ふ、人口七千七百、大分の東七里、民家は半島の地□に□居す、其南北□□(□□)に小□□あり、上□浦下關浦と曰ふ、半島は高峙を□山と曰ふ、□山の東端を關崎と曰ふ(□□、一名□□埼)

列□□□□上　□□　□莊

白馬□□馬、□□打□□、□□□□□、□□萬□□、□□□□□、人□□□村、□□□□□、□□□□□、

(坂門)關濟は古へ坂門津と曰ふ、□□三代格云、□□十五年、太□□□□、□□內、太政官去天平十八年□□、官人百姓□□之□、□□□□野津、豐後國□坂門□津、任意往□、□□國□、自今以後、□□□□者(中略)寄□□□、攸□□□、上件三津、□□□□、□□□度、不得□□、□又□有□□、□不□□□門司、如此之□、□□□□、緊請□□□□□、□□□□、□□□□、□□□□□者、依法□□、□□□□□、□□□□、□□官□者、□大納言宣□、奉□、自今以後、□□之□、宜□□□□豐後□□往來、□□所者、依□□給、常□□□、不可□□門司、□□□所□、不在□限、□□□□國□宜承知、この坂門津の過所禁は、續紀(寶龜二年)にも見ゆ、伊豫國佐田岬參考すべし。承平天慶の比、海賊伊豫に起り、豐後水道の兩岸其橫行を爲る、その官軍征討の事は本朝世記に詳なり(佐伯ノ條を參考すべし)(國志云、佐加鄉上浦の□□は細川氏の置く所なり、此地□□本□とす、城山は下浦の海岸にして、上に□□あり、今上浦□火□山、山上毎夜火を揭げ、海舶の標示とす、又□司を置き舟舶の來去を□□す、謂ゆる關津なり、凡佐加□□浦は南北表□の二口あり、北を上浦と曰ひ、南を下浦と云ふ、相距ること陸を涉れば僅に三町なれど、東に水路を取れば二里に遠し、島の頭なり、圖書編に、明人稱して佐家關を島と作す是也、下浦には秋冬の交海舶多く泊す、上浦は更に□□の津とす。(又云、白濱は上浦□□山下に在り、今其岸上に古の□樓址を遺す、即□□址にして、杜陽□所謂「海□臺」と云者此なり、其の下南□海濱に、五浦有り、其の一を白濱と曰ひ、海□水色□清、白石□々、其の石□白玲瓏として、□造を用ゐずして碁子に作るべし、其の二を黑濱と曰ひ、水底皆黑石、自然の碁子なり、杜陽編之を冷暖玉子と稱す、手段池(登婦志と呼ぶ)杜陽編曰「大中中、日本國の王子來朝、寶器音樂を獻す、上百□□□を設け、以て爲を□す、王子善く碁を圍む、上待詔顧師言に敕して對手せしむ、王子楸玉碁局、冷暖碁子を出して曰く、本國の東三萬里、集眞島あり、島上凝霞臺あり、臺上手段池あり、池中玉子を出す、制度に由らずして自然黑白分明なり、冬は温に夏は冷、故に冷暖玉と謂ふ、更に楸玉の如きものを產す、此□木に類す、之を琢して碁局とす、光潔鑑すべし」云々、按するに□の宣宗大中、我が文德仁壽に當る、而して實錄之を載するなし、傳記見る所なし、所謂王子は何人なるを知らず、或は□ふ肥筑の人僞て、日本國王子と稱し□に朝するなり、凡我六朝諸史載する所、倭王來朝の事、多くは是れ僞帛、一も國史に見る所なし、何ぞ獨る此王子亦此□なるを。○□□□□云、佐賀□□□□□記に曰く、藤原純友□□の時、海上□□止し、此□官□□□の船舶を關止しけるに依り、□□名□るぞ、此□日完來海上の要地なれば、遠く外邦にもきこえわたり、明人の記せる武備志、圖書編に類にあらず、又□□□記に、大友宗麟入道□□國の時、佐賀關へ一人□□人秋吉と云者きたる、何方より來れるにや、□子に□□して□す、□た□□なり、關東大□□□之を□て、□□□□□く、□遣りの毛利氏の謀計をはしら者たるを□り、之を誅せりと錄す、慶長五年、東西軍の時、中川氏佐伯□□□を□た田氏(□□)の兵佐賀關を守り、十月四日□□あり、中川氏の將、田原□□入道紹□、中川平左衞門□□□下□死す、其墓上浦に存す。

早吸神社　(珍宮)佐賀□町の下浦に在り、珍宮又六所宮と曰ふ、延喜式、海部郡早吸日女神社是なり　□□□□に「國領、佐賀□(十三町)一宮□□□□□、地□大□□に□□設辨云、□□□□は□火々出見□の□、武井□□□子にして、佐賀鄉の地主神なり、其社下濱に在りて、□宮と云ふ、此浦□□□□とも云ふは、□□□□□□□□□に浮給へる地なり、此宮に六□□□□□、□□□□□□□□□□□とす、續後紀、承和十年、□□□□□□□□後國志云、中世□□の□□はりしより、□宮は本地□□□て、白□山□信寺の稱あり、大友氏の時は二十五貫高の神田あり、加藤氏(□□)□□□時、新に五十石の神領を定め、又□□延□□主有馬氏、元和元年□□□□□時、□□□□□り又五十石の神領を寄せ、□□□□□□□下に起す。(小川氏云、珍宮を六所と云ふは□□□なり、□武紀に據れば、珍彥□□□□此地より東征□□に□ふ、然らば其妻の□□日々□り□□□を□し、地主□と□ひるゝならん、六所と云ふは後世古社の□□せしより、

六所（謂ゆる國府の總鎭所なり）を珍宮と混淆したる與、祓殿の六神と爲すは附會の說のみ、〇今按に早吸神を女神とあるは、珍彦の祖母海神の女豐玉比咩を云へれば也、續後紀授位の條に、姫神、津男當禰神、高智保皇神、都濃皇神と同時に授あり、然らば早吸神は比咩神を主とし、珍彦を配とし、或は珍宮と號するのみ、

神武紀云、天皇至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇問曰汝誰也、對曰臣是國神、名曰珍彦、釣魚於曲浦、聞天神子來、故卽奉迎、古事記云、神倭伊波禮毘古命、上幸之時、乘龜甲爲釣、乍打羽擧來入、遇于速吸門、爾喚歸問之、汝者誰也、答曰僕者國神、又問汝者知海道乎、答曰能知、又問從而仕奉乎、答曰仕奉、故爾指度槁機、引入其御船、卽賜名號槁根津日子、此者倭國造等之祖〇按に、速吸門の椎根津彦は東征御軍の前鋒にして、軍功第一の名將なり、國造本紀云「天孫發自日向、行向倭國東征之時、於□□國見漁夫、謂左右曰、浮海中者何物耶、乃遣□□部首祖、天日鷲命、使見之、還來復命曰、是有人耳、名椎根津彦、卽召將來矣、天孫問、汝誰哉、對曰吾是皇祖彦火火見命孫、椎根津彦、□曰□□爲導耶、對曰吾悉識海陸之道、放將導仕奉云、天孫勅以任導士、遂治平天下、以椎根津彦爲大倭國造」姓氏錄に參考すべし）以て其大略を知るべし、其遺蹟は千載の下猶海峽要地に存するも、偶然にはあらざる也。

佐賀關海峽

（速吸門）

古名速吸名門（又速吸門に作る）豐後水道の關門にして、四國を西南衝とし、東北八海里を隔て、伊豫の佐田岬と相對す。卽瀨戸內海より南方に通ずる水道の要害とす、馬關海峽、友島海峽と相比し、其中路に當る。此海峽は中間に高島と名づくる一嶼と、數多の岩礁散在す、高島には石灰を產出す、地質圖に依れば、佐賀佐田の兩岬、井に結晶片麻岩層にして相對稱す。

神代紀云、伊弉諾尊、見泉國、此既不祥、故欲濯除其穢惡、乃往見粟門、及速吸名門、然此二門潮既太急、故還向於日向橘之小戸檍原、而祓除焉。〇倭訓栞云、早吸門は佐賀關の崎より豐に至り、海原の惣名なり、潮甚急にして、渦まきて吸ふが如し、名門と云ふは灘なり、日本紀纂疏云、潮太急則、謂吸之爲名門矣、（名門は之門の謂のみ灘に非ず）

（高島）〇國志云、高島は佐賀關の海上三里半の所に在りて、周廻一里餘、山の高さ十町、竹木繁茂す、人居なし、昔者一寺あり、海藏と曰ふ、今廢す、側に池あり、又大椰樹を生長す。

臼杵灣

佐賀關の南西方にある大灣にして、北東風に暴露す、灣首に臼杵町あり、人口一萬餘、市街より約半海里の間淺水なり、津久見島灣中に孤立し、尖頂高五七〇呎、此灣は其南端津久見灣と相分つに、楠屋埼を以てす、楠屋埼の東四海里許に無垢島あり、人口七十許、高島の正南八海里とす、保戸島は更に無垢島の南四海里に在り

（無垢島）

臼杵

今臼杵町と云ふ、臼杵は古莊號にして、丹生莊と一揆を成す、今佐志生村、下之江村、中臼杵村、市濱村及び津留の諸村是なり、其實國田帳に「臼杵莊二百町、領家一條前關白下、丹生十百五十町、領家高倉宰相家」と錄す、又東鑑に「文治元年六月（源範賴）以豐後國住人臼杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮、遣豐後國、可貢人以參津之旨議定」など見ゆ、惟隆は大神氏也、當時本莊の在住なりしならん、其家は滅亡しけるにや、圖田帳に臼杵莊領主□河前司入道□□と錄し、鎌倉の勢家に兼併せらる、國志云、臼杵氏、中世與斷名者、大友氏庶次之族時直、仕大友□世、賜臼杵因氏焉。〇臼杵町、今人口一萬一千、市濱村其北に接續す、港灣東に開く、大分を去る六里、北海部の郡治なり。

丹生島城址

大友宗麟の築く所にして、又臼杵城と曰ふ、下の市街に、臼杵町の名を負ふは之に因る、文祿二年、大友氏絕家、太田飛驒守由臣（一作政之）三萬五千石を以て城主たりしが、征韓役に從ひ罪あり、□封、かまたま庚子の亂起り、太田西軍に應じ、舊邑に入り中川秀成の兵と戰ふ、終に克たず、稻葉右京亮貞通五萬石を以て之に代り、世襲して明治維新に至る。〇九州軍記云、大友義鎭は能直廿代の後孫にして、九州豐立の其一足の武將たり、永祿八年の比、干戈靜なりしかば、洛陽大德寺の怡雲長老を招き請せ、剃髮して休庵宗麟居士と號し、臼杵丹生島に夾城を築き、閑に住れける、豐後遺事云、丹生島は四面斷崖、波濤は其根を盪激し、崖上には喬木天に參し、清水あり極めて清潔なり、島頂は平にして、西は岩壁を鑿開して羊腸の路を作り、此に橋を架して陸地に通し、東又石壁を抉開し、以て舟に乘るの便に供す、此を宇土の口と云、九州第一の名城なり。〇貴西要略云、當時如當在師、因果居士者、來而弘法、建一宗於丹生島、宗麟歸依其法、不敬神社、不崇佛院、剝破却神社佛閣、薪其佛像、如是暴行日增長、前代未聞之珍事也、四國醫者皆吉利支丹也、二老六奉行之輩、當時謂之不□焉、仍引移丹生島、〇外交志稿云、蠻人の來航は、天文十年七月、葡萄牙人豐後神宮浦に來るを以て始とす、其後伊斯把尼亞、英吉利、和蘭の諸國、相次て鹿兒島、臼杵、平戸、堺浦の諸港に來り通商貿易す、元龜三年、蘭人耶蘇敎を傳ふ、大友氏一寺を丹生島に建て之を居らしむ、其部下清田鎭忠、田原親賢等之を崇信す、既にして部下の神職寺僧等、其の法を修むるを惡み、大に怒り、合して神祠佛宇を焚き僧を殺し、之を禁ず。〇豐後遺事云、天正十四年島津兵來り臼杵を攻む、先鋒平清水に軍し、兵を鬼居島に進め、臣柳の下に隱れて小銃を亂發す、大友宗麟洋人の獻ずる所の大砲を放ち之を拒ぐ、而も支ふる能はず、□國志云、月桂寺、臼杵城南に在り、稻葉貞通就封の初め、濃州清

(大橋寺)

水付より一峯立し、[illegible]を存す、大橋(ダイケウ)寺は森島に在り、海を隔て壁に接す、[illegible]也、大友宗麟嘗て師の高僧を請み、寺中一宇を島上に營み、師を延きて居らしむ、寺は中寺を此地に移し、殿堂井藏、其後院風景尤佳なり、[illegible]あり、石敢當一基、臼杵城中市に在り、石の高さ八尺餘、闊さ二尺許、厚さ相均し、石敢當の三字を刻む、其の書筆力雄健、按するに輟耕錄に曰く、今人家の正門適ま橋梁巷陌の衝に當れば、則ち一小石碣を植て其上に鐫みて石敢當と曰ひ、以て之を厭禳す、蓋し聞く、天正年中明朝の商舶此に來ると、則ち是れ當時の物なり、また元明字幼藏、鎭江丹陽の人、林蓮字順則、蘇州嘉定の人、萬曆二年、二子貢舶に從ふて東遊す、大友宗麟大に之を喜び、延きて客となし、海外の事を問ふ、今臼杵城下唐人町あり、二家の孫僅存す、以て明人を過ありしを知るべし（豐薩軍記云、天文十年、明人府内へ着津來朝す、同十二年八月、又五艘來る、同十五年佐伯の浦に着岸す、其後[illegible]中に數回來る、天正三年臼杵の浦に着津す、此時虎四疋、大象一疋、孔雀鸚鵡など相渡す、同四年の夏、南蠻國より大なる石火矢到來す、肥後の國より[illegible]を以て臼杵丹生の島に引着る、是を國崩と號せらる）征西[illegible]云、五月四日[illegible]より竹田に入りしが、廿九日三重市園に向ひ、又轉して三重市に出て、更に臼杵に歸らんとせしが、臼杵士族[illegible]五百名迎番を設け、防禦利あらず、六月一日、賊一千人遂に臼杵の舊城下に入り、暗兵を白木峠に備き、轉じ大分縣道に向はんとす、八日、官軍臼杵城の前面なる水晶城、城井山并に東濱村直集の賊を攻撃せしに、中央は前進し、左右兩翼は路甚險なるが爲めに其期を失ふ、九日午前五時、海陸共擊して市濱を拔き、十日遂に攻めて臼杵城を拔く、賊火を放ち佐伯市園に向て遁る、又云、八日、官軍左翼は白木峠臼山越より進み、奧少佐同合たり、中央は戸次吉野越を踰て水晶城に向ふ、諏訪吉田二少佐之に同合たり、右翼は野津市より武山を踰え臼杵に向ふ、林少佐同合たり、九日、市濱を取り右翼は[illegible]姫嶽に登る、十日、前後臼杵に入る、軍艦警固屋港に在り砲擊す、賊其居民家に放火し、之に乘して脱走す。

諏訪(スハ)

征西戰記稿云、六月八日、官軍臼杵を攻擊す、其左翼は[illegible]に至り、江無田の賊を撃つ、而て諏方山を取らざれば横擊の患あるを以て、井村山に登る、九日、軍艦市濱川に[illegible]るを期し砲擊を始む、午前五時官軍已に諏方山を奪ひ、海陸並進して市濱に入る、賊臼杵天満宮の畔に據守す（豐薩軍記云、大友宗麟、臼杵の海邊諏方明神の側に、壽林寺と云ける一宇の梵刹を建てらる、最作景の勝地なり、北に山あり万木枝を交へ、樵歌牧笛の音近く聞ゆ（諏方村、今海邊(アマヘ)村と改む、井村、今北津留村と改む。

下之江(シタノエ)

臼杵町の東北二里、臼杵灣の北部に、陸岳に包擁せらるゝ澳あり、下之江と曰ふ、同名の村落あり。〇下江港、廣二町、長七町、水深くして大舶も以て風波を避くべし（國志）慶長十四年、[illegible]下江港に來る、其後交來り假屋を海濱に營み貿易す（遺事）

末廣(スエヒロ)

今上北津留(カミキタツル)村と曰ふ、臼杵の北一里、津留は[illegible]生庄臼杵莊に沸れる一別稱にて、今上北、下北、上南、下南の四村を稱る、都留とは方言空閑の原野を指せるごとし（國志云、大友氏臼杵館、未詳其處、或曰末廣、大友[illegible]世、以府内居廿兒氏廳、自作[illegible]館於此、以居焉、從父弟[illegible]又居之、永享七年、[illegible]不朝京師、將軍[illegible]命河野通久討之、以是有此說之傳。

(都留)

滿月寺(マンゲツ)

南津留村大字深田に在り、臼杵町の西一里半、（國志云、豐後舊聞錄曰、昔有名野長者と云ふは欽達朝の人にて、深く三寶に歸し、乃ち臼杵莊に寺を開き、[illegible]を造り五院を創め、[illegible]山滿月寺と名づく、多く佛像を造り、[illegible]供養、今[illegible]山の崖に石佛像を刻む、所謂十三佛二十五菩薩、二金剛彌陀釋迦三尊等、大小百餘軀儼として在り、其他石浮圖五六田間に在り。

丹生郷(ニフ)

和名抄、海部郡丹生郷。〇今臼杵町[illegible]に屬[illegible]の諸村にして、中世丹生庄臼杵庄を稱せる是なり、佐井郷の南、佐加郷の西南とす、後世佐井郷と[illegible]内にも丹生村あるは、丹生の地を以て佐井と地なるを[illegible]しか、るにやあらん。〇風土記云、丹生郷在郡西、昔時之人、取此山沙、該朱沙、因曰丹生郷、解云、丹生郷舊境尤廣、後割置臼杵庄、又割此諸鄕、以稱中臼杵、故臼杵城舊名謂丹生島。〇按に延喜式に丹生驛あり、本郷に在りへきにや、然れども海部の丹生は洞路たるべしとは信せられず、大野郡犬飼ならん。

姫嶽(ヒメ)

臼杵の南に特起し、津久見、西に在り、其南面(ゴバン)は南北海部の分境なり（國志云、[illegible]は月桂寺[illegible]の[illegible]せる所也、高[illegible]、[illegible]し、姫嶽[illegible]を[illegible]ふ、中[illegible]青松を[illegible]すへし、其[illegible]を陣山と曰ふ、慶長五年、中川秀成臼杵城を討ち、行軍此山に由る、故に名く、其[illegible]の[illegible]に在り、一名[illegible]、豐[illegible]に曰く「永享十一年、大[illegible]將軍[illegible]に[illegible]せず、豫州河野通久をして之を討たしむ、大友の兵姫嶽に據って大にくふ、木付[illegible]之に死し、若松[illegible]あり、通久遂に敗死し、同年[illegible]山氏に因て降を請ふ」。

津久見(ツクミ)

又津[illegible]に作る、津久見の[illegible]は[illegible]（臼杵[illegible]南向）を北向とし、保戸(ホト)半島[illegible]を南向とし、闊二海里、南西に[illegible]入する約四海里、[illegible]内水深く、三四の小澳分岐す、濱岸は概して四分一まで接近し得べしと云ふ、[illegible]岸に津久見村あり、又警固屋(ケゴヤ)と呼ぶ、地名あり。〇國志云、警固屋浦の[illegible]開寺は[illegible]二年南

(警固屋)

…溪宗禪師の創立也、普晩錄に曰く、師は本州國東の人、明に入り宗機を貫究す、既にして東歸し、船豐ノ津祖浦に着す、遂に山勢を着るに、支那の徑山に似たるあり、之を奇さして遂に蘭若を成す、師嘗して徑光山と日ひ、鎭守八幡神を開山宮と曰ふ。

穗門鄉

和名抄、海部郡穗門鄉。○今津久見村、保戸島、青江村（以上北郡）最勝海（今東上浦村）二榮（今西上浦村）などの地なるべし、其南佐伯、米水津、蒲江等は郷名を缺く。○風土記云、穗門郷在郡南、昔者纏向日代宮御宇天皇、御船泊於此門、海底多生海藻、而長美、天皇勅曰、取最勝海（海藻謂保都米也）便令以進御、因曰最勝海門、今謂穗門者訛也、解云、穗戸今作保戸、爲海島名、其島在蒲戸埼、蒲戸今呼可萬登、是亦穗門之轉訛也　此地方在穗門鄉、中世並佐伯庄、號名…

（最勝海）

保戸島

保戸島は津久見の東に突進する半島の岬なり、斗出凡五海里、其東端を蒲戸崎と曰ふ（佐伯灣北角）蒲戸埼の北方に折曲せる嘴舌の東北端に、保戸島あり、周廻一里半、島中戸數三百あり。○保戸半島の北岸に門浦あり、北方に開く、最勝海浦は其南岸にして、佐伯灣に臨み、今東上浦と改む

（蒲戸埼）

玄與日記云、文祿五年八月二日、大島（鶴見埼にあり）と申す浦に其夜あかし、三日にはとさいふ所へ著き給ふ、雲泊と申所近く見えければ、

影きゆる月やいつこのくもとまり

と申狂歌仕候、夫よりさがの關まで御着…候、去七月十二日の地震の時、上の關と申す港…大浪に引かれて家かまどもなし、命を失ふ者數を知らず、哀なる事ども也

二榮

今西上浦村と改む、保戸半島の最勝海浦の西南に隣接す、佐伯灣の北西岸にして、大入島其南に横たふ、二榮より佐伯町に至る南西南二里。

佐伯

今佐伯町と云ふ、佐伯は古莊院號にして、南海部の郷名なり、近世毛利氏栂牟禮の故城を此に移し、城下を開き市街を爲す、戸數一千、南海部郡の治所とす、臼杵へ六里大分へ十二里。

佐伯院の號は本朝世紀に見ゆ「天慶四年十一月、西國賊首藤原左大之次將、佐伯是基、任生將軍左衞門府、但太宰府解文云、賊徒襲來管日向國、去八月十七十八兩日合戰、官軍有利、討殺凶賊之中、生獲件是基、仍進上、又副進賊首桑原生行首、同府解文云、豐後國九月十三日解偁、襲來當國海部郡佐伯院、發追討凶賊使權少武藤朝臣經基、差從東西至于同時合戰之間、生獲件生行、并擊殺賊徒、及討取馬船絹綿戎具雜物」云々と、此是基は大神姓の佐伯氏にして、此地在住の豪族なりけん。豐後國志云、豐日志曰く、神護景雲中、豐後守佐伯宿禰久良麻呂、穗門郷に住し、遂に其地に名つけ、後世以て莊號と爲すと、接するに古安國田帳に「佐伯本莊百二十町、佐伯彌四郎政直」と注せり、家…治は…方…なり、…の…子を…と曰ふ、…を佐伯三郎惟…と云ふ、…十一世の孫惟治と云ふ、大永七年、大友…に…して惟治を…さしむ、…に…。

佐伯城址

慶長六年、毛利民部大輔高政佐伯二万石を給せられ…、子孫世襲して大政一新に至る。○豐後…云、慶長七年、毛利氏城を山頂に築き、三層の天守樓及び高櫓を作り、頗る宏壯なり、山の高四二十七町、…より平城に至る直立五十間、城を鶴谷と名く、栂牟禮…内の古市を城下に移し、古市町と名づけ、養賢寺を菩提所とす。

栂牟禮

佐伯氏の…なり、佐伯町の西一里に在り、豐後遺事云、大永…公の時、南海部郡…栂牟禮城主佐伯惟治の…を…するものあり、公臼杵長景に命じて之を討せしむ、…栂牟禮城…より…、長景…れども勝たず、因て人をして惟治に言はしめて曰、此舉や私憾あるに非ず、ただ公命を以ての故のみ、子暫く去て日州に遁れば、我れ必子の爲に其冤を白せん、惟治之に從ひ城を委し、去て日向に至る、長景…に近辺の諸士に命じ之を要撃す、時に大永七年なり、其後惟治の冤祟をなす、土人祠を立て富尾神と稱し、歲時祭祀す。○豐薩軍記云、大友の家臣佐伯太郎惟定は…居城を保ち、日州堺三河内の要害をも支へけるが、天正十五年四月、上方勢の案内と爲り、日州美々川へ進みたり。

佐伯灣

蒲戸埼と鶴見埼とを以て灣門をなし、其…約五里、深入七里、灣内幾多の小港灣及島嶼あり、灣首にある長島女島の二島は、三條の河流に由て形を分割す、佐伯町は長島と河を隔てゝ西方に布置す、人口七千、商…に小舟を行るべし。○征西…記…云、五月二十五日、…三百…より佐伯に入る、淺…を…き之に…、舊より…を出しけるに、賊伏に遇ひて死傷九人、二十七日、…佐伯を去る、然れども遠去せず、堅田…山中井に九市尾等に屯在し、對抗して六月に至る。

大入島

今大入島村と曰ふ、佐伯灣の北西に在り、東西三十町、…所三町、南北凡一里、戸數六百、浦…八所あり、大入島…地は、島の…なる…の前…、約二三…、…十…、…を可とす、然れども其南方に佐伯…延するを以て、…は僅に方三…に過ぎず、大入島と…方…に…島あり。

番匠川

因尾村、…に發し、東流中野村に至り、久…須川を併せ、佐伯町の南を過ぎ、三派と為り海灣に入る、長十里、其最南に流るゝ者は、大…江に注す。

切畑

佐伯町の西二里を切畑村と曰ふ、切幡寺あり、相傳へて大同年中の創建と爲す、當佐伯氏の祈願所

なり、今天台を改めて禪宗に歸す。

波寄(ハキ)　又中野村と曰ふ、切畑の西一里。○天正十四年十一月、薩摩の兵來り佐伯の境に軍し、翌四日堅田に侵入し、堅田村に入る、佐伯惟定、大坂本番匠(バンシヤウ)河原(ガハラ)中野村より兵を分て三隊となし、以て堅田に向はしむ、薩兵敗れ浦月川を渡りて却く、惟定其首級を青坂峠に梟る。(豐後遺事)(大坂本、今明治村と改む)

直見(ナホミ)　今直見村と曰ふ、切畑の西南一里、久留須川の谷に在り、佐伯より直見を經由し、重岡を踰え、重岡(大野郡)に到るべし、凡八里、仁田原は直見の南なる部落なり。

仁田原(ニタバラ)　征西戰記に云、六月廿四日、官軍仁田原赤木より南進す、賊を撃て東走す、即ち之を陸地峠に逐ひ、賊兵は三川内及其東谷須の丸市尾に在り、二十五日、賊又陸地峠を襲ふ、官軍潰走す、賊益々至り、佐伯中岡竹野浦に迫りて、同旅團第一第二兩中隊は其士官統御の村に退し、遂に一隊紀律なく、士氣沮喪、野津大佐乃ち之を參軍に報じて曰く、此事實に方面の任に充つ可らず、目下の間に際し、諸口に兵員を缺きの日なれば、第十三第十四聯隊に分與し、士官は皆其本營に還さん、而して賊は陸地に傳へ、後備之を擊を增し、賊侵寇の色あり、戰線を延長したるが故に、遂に野津中佐の二大隊をして内出兵せしむ、[illegible]紀州士族川崎仁田原の高地に降る、其佐狀に曰く、此所に兵二十四中隊を編し、其六中隊を入戸に置き、前一日漸く仁田に入り、全力を以て是地を守り、決死豐後方面を復せんと謀ると、七月十六日仁田原の官軍は賊の前面をなし、陸地峠の麓下に潜進し、喊聲一齊吶喊突入し、忽に數壘を拔き、更に兵隊を增し前進し、賊に迫る、是の時大原口の兵も亦前面の數壘を拔き追擊す、賊轉して我か重山口の兵を擊つ、一時頗る困む、我れ內口兵[illegible]賊の背後に出つ、賊れ銀銃兵器を棄て走る、追て梅ヶ内村の山頂に至り、陸地峠の第一線連絡す、是に於て陸地額返の諸砦我有に歸し、工兵直ちに胸壁二十三個を第一線に築き、砲兵を植え守備を嚴にす、陸地峠は此方面最要衝の地なり。

堅田(カタダ)　今上堅田、下堅田の二村に分る、佐伯の西南一里とす、堅田の南一嶺を踰え四里にして、蒲江港に達すべし。○國田帳に、佐伯庄堅田村六十町、内

十五町、筥崎宮毛利判官代同領主殿

參拾町、佐伯八郎惟資

七町壹段、堅田左衛門三郎惟光

七町壹段、里左衛門次郎惟永後家

四段、小田原次郎正直。

豐後遺事に、弘治元年、防州大内氏の兵船來攻し、堅田浦に入る、佐伯惟世擊破して三百餘艘を獲と見ゆ、此堅田浦は今の大灘(オホナダエ)江にして、木立(キダチ)村の北なる淺水灣なるべし、堅田の溪流之に注く。

(大灘江)

豐薩軍記云、天正六年、日州高城河原に於て、大友勢敗軍の比、蒲江の者ともまで心を島津に寄せ、三河内と云處に要害を構へ、佐伯の浦々を押領せんとす、木立と云入江に番船を着け、城坊の折節、佐伯太郎惟定の手のもの之を討取る。○征西戰記に云、六月、賊三川内及び丸市尾(マルイチビ)に在り、官軍黒澤口より之を攻擊す、(按に黒澤口は堅田村の南方山中なり)十二月、石神峠に登り賊を擊、島手山を占領す、石神峠は陸地峠の東に連接す、賊五月以て豐後に入り、其始は甚大ならさるが如し、然れとも我軍、人吉を落れ、鹿兒島に進擊せんとするに至り、賊の軍已に其志を逞くする能はざるが故に、必死軍を以て豐後の一方に突出し、其食糧に靠らんと欲したり。

木立(キダチ)　堅田の東一里を木立村と曰ふ、淺水灣あり、大灘江と稱し、佐伯灣の一支なり、木立より東へ一嶺を踰え、米水津、浦代港に至る凡一里半。

米水津(ヨノウヅ)　今米水津村と曰ひ浦代を津中と稱す、大[illegible]云、米水津港、鶴見九崎にして東に當す、而して西に入ること凡一海里にして、又南北にして東に入込むこと凡八鏈、北は又低角に由て數灣に分る、此灣の西側内に元越山、上爾パイノウ一高聳し、數多の村落あり、北側の北西隅にある浦代浦は入口四七〇へ鏈、[illegible]港中の首村とす。

長門本平家物語云、伊豫と豐後の境なる、さかへ御座の浦りして、心づくしも皆絡て、さて豐後國米水の津中に、花見て云ける歌人、大海の水のみかさやまさるらんと云けるをちの瀧、ろの白瀧のあの浦は此ならんとぞ思はれける。○玄與日記云、文祿五年閏七月廿五日、御船出し、豐後國よなふつとやらん、人家すくなき浦に着船あり、此浦にて御發句あり、

旅の袈裟はもみし濡れ、　杉

眞砂地さほさき秋のゆふなか、　玄與

八月一日、御船を出し、海上一里と覚ゆるに、日向灘さやらん、岩にあたり白浪に沈みぬ、乘たる人はたすかり、負なる有様をみ侍りて、いよいよ嗚咽の悲しさせんかたなし。

(浦代)

鶴見埼(ツルミ)　米水津の東北東、海上四海里に突伸す、中浦と稱する村を其北岸に在り、此埼は豐後の極東南日向灘に臨して、伊豫の由良埼と相對す、鶴見埼の東北側に田野浦島あり、人口一千二百、(又大島と云ふ、此島は佐伯灣の南岸となりて汀曲南方へ灣入す

(田野浦島)

入津(ニフツ)　今上入津、下入津の二村に分る、木立より南東三里を踰えて此浦に達すべし、蒲江と米水津二港の間に在り。○水路志云、入津港は米水津の南西三海里に位し北東に面す、而して港内は數派に分かれ、其狀恰も大の字の如く、東西南北に灣入すること各凡一海里、而して高山之を圍繞し、水深稍淺にして、何れも安

（芹埼）
穩無比の地なり、然れども港口兩側より小島（礫堆）及び砂堆播延し、爲めに其幅僅に二鏈、水深一尋内外に止まり、又口外濶して淺く、芹埼は港の南屏となり東方に突出し、甚嶮著なる岬頭高角なり、此角より以南は海岸屈折れて西南に走り、日向洋となる。

蒲江（カマヱ）　今猪串浦を合同し、蒲江村と曰ふ、舊稱は蒲部浦なり、佐伯町を去る凡六里、港灣は南に開き、日向洋に向ふ。○玄與日記云、文祿五年閏七月廿三日、細島出船、豐後の國のかまへと申浦へ御着船、海士の住里なれば、御宿なるべき所もなきに、松陰深きあたりに、古たる寺あり、是御宿になるべき處やあらむと思ひ、立入て見れば、住人かげかすかなり、さりあへず狂歌申つゞけ侍りぬ、

ふる寺のあるじ顏にて淋しさの待揃たる御宿なりけり

爰に舟かきはちて、暫所々歩て、二三日逗留あり、水路志云、蒲江港、此灣は入津浦の西南隅にして南に面す、其潤さ凡四鏈、此に深入すること凡六鏈半、灣の兩側に山屏あり、港口紀島屋形島に蔽はれ、能く諸方の風濤を保障し、安全の避泊處たりと雖、小船の泊地に過ぎず此灣に入らんとする者は、屋形島の西側より入るを可とす。

猪之串（ヰノクシ）　水路志、此港は屋形島の北西方にありて、北偏西に灣入し、直に蒲江に隣る、灣入すること凡一海里半、港頭二灣に分る、東灣は猪ノ串と曰ひ、其中央に於て茂樹圓形の一小嶼あり、水深は十尋乃至七尋、泥底にして水深く、到る處船を泊すべし、然れども猶大島の前面、水深八尋乃至七尋の處を最好錨地とす。屋形島は猪之串蒲江兩港の前面に横たはる、東西十三町南北八町、屋形島の南西海里に深島あり、方七八町、宇士埼は深島の西北二海里餘に在り。

丸市尾（マルイチビ）　丁丑の亂、七月の末、官軍巡査隊丸市尾に入り、三川内古江の賊道を攻む、八月一日、松尾山陣營皆逃奄賊の有と爲る、賊古江、熊野江、熊田に向て走る。○丸市尾今名護屋村と改む。

宇士埼（ウド）　此埼は猪之串港の南凡二海里に位し、大分縣と宮埼縣の管界此に分る、此埼は北東に斗出し、此角と猪之串港の間に一灣入あり、沙濱にして錨地は葛原浦の前面を可なりとす。（水路志）○猪之串港と葛原浦の間に一半島あり、其西端を名護屋埼と曰ふ、故に近年改めて名護屋（ナゴヤ）村と曰ふ。

（名護屋）

大野郡

大野郡（オホノ）　犬飼（イヌカヒ）川（一名大野川）の中游を成せる高原にして、直入郡と一境に居る、即阿蘇山の東裾野（スソノ）と觀るべし、今二十八村に分れ、郡衙を三重に置く。日州北川（キタ）の水源なる重岡小野市（チノイチ）の二村、并に大分川の支流なる今市村をも兼管す、今本郡、六十五方里、人口七萬五千。

和名抄、大野郡於保乃と訓し、四郷に分つ、風土記云「大野郡、郷壹所、里一十一、驛二所、烽一所、此郡所部悉皆原野也、因斯名曰大野郡」と、弘安圖田帳には、本郡八百七十町、近世は檢地五萬八千石なりしとぞ。

大野川（オホノ）　犬飼川に同し、直入郡の西方なる阿蘇火山の外輪を成せる高地に淵源し、數派相並行して東流す、漸次相合併し、竹田の左右を流れ、其東に於て一流に歸し、大野郡に入る、又緒方川を併せ沈墮（チンダ）瀧と爲り、神角山より出つる矢田川を合せ、尾平山より出つる岩戸川を併せ、漸く東北に屈し、犬飼に至り下海と爲り、大分郡に入る、ただ河以北舟を泛ぶべし。

宇目（ウメ）　舊郷名にして、臼杵郡（日向國）北川（キタ）の上游なり、古く海部郡に屬したる山谷なり、今重岡、小野市二村に分れ、豐日の通路に當る。國志云、宇目郷、其地皆山、磽又瘠貧、並爲世所聞、往時佐伯氏之族居焉、稱曰宇目郷、小野驛在、今呼小野市。豐薩軍記云、天正六年三月、大友勢三万餘騎日州へ發向す、宇目酒利を本陣と定め、諸軍は梓（アヅサ）と矢河原と云所より押す、佐伯宗天は矢河より寄せければ、右陣志賀親教も梓より攻め入り、白石と云所に陣を取る、橋岸と云要害を乘取り、敵土持親成が居城松尾に押寄せ、行騰の要害まで悉皆攻落す、親成は清部と云所にて切腹させられける、又云、天正十四年、薩州勢一手は家久大將として、日向より梓山を越え、宇目へ打入、

小野市（チノイチ）　今小野市村と曰ふ、三國峠の南麓、北川の源なり、北川は南流十里にして、延岡港に注入す。小野市は大分の南十四里、日州に通ずる山驛なり、延喜式、小野驛馬十疋と注し、又海部傳馬五疋と注すものは、此山驛の海部郡の屬なるを證す、風土記にも海部郡驛一所と錄す。

木浦山（キウラ）　小野市の西二里、傾山と祖母山の間なる山谷なり、國志云、木浦山、在宇目郷、最幽僻、松本平、米原、姥山、茸迫、天狗平、大霧嶽、田近等諸險、皆有銀錫坑、寛文以前最盛。○地學雜志云、木浦山小野市に屬し、戶數四五十ある一小區域にして、四面高峻なる山岳を以て圍まれ、土地極めて邊陬なり、此地には錫、鉛、砂金、紅簾石、（紅玉）孔雀石など數多の礦產あり、又云、木浦は本邦に於きて最も著名に名あり、其開發は遠く天文年間にあり、後、尾平礦山と共に岡藩主中川家の採掘する處、爾來數世、昔を盛稼を見ざりしかども、礦業今日に至れり、礦石の歩留りは粗鑛十貫目に對して

最上なるものを云ひ、[illegible]五斤を超過せず、普通一斤の品位に居る、而して摺鏡の四乃至五割は製錬上收得すべき含錫の分量なり、月産高三千斤、吉宗最も盛況を呈したる際と雖、凡そ千斤を超ゆるは稀有なりしと云ふ。

重岡（シゲヲカ）

今重岡村を曰ふ、小野市の南二里、其間に梗峠（エンキ）の險なり、重岡又山嶺にして、東は宗太郎を踰ゆ佐伯に至る八里、南は赤松峠を踰え黒田（日杵郡北川村の字なり）に至る四里餘、又梓峠を踰り黒田に到る別路あり、山中小嶺にして日州路の險隘を扼す、天正十四年、島津家久、土持久綱、薩軍の先鋒と爲り梓峠を踰えて豐後を侵したり、丁丑の役に、此諸險又薩兵の拒ぐ所と爲る。○征西戰記[illegible]、五月十二日、日州東隼の賊二百許、豐後重岡に至り、翌日竹田に進入す、是より賊陸續として日州より至り、竹田、臼杵、佐伯、日杵等を擾亂す、六月十七日、官軍三國峠の賊壘を奪ひ、賊を小野市以南に驅り、二十一日、賊盡く熊田に退く、官軍重岡に入る、二十四日賊突然襲來し、彼我死戰、殺傷相當る、是時手兵を一賊の囊中に得たり、賊將前日重岡を棄てく隊長を[illegible]し、之をして屈服せしめ、新に千五百人を增加して重來せる由を記せり、夫れ豐日州界の山谷たる、險隘重疊し、守るに便にして、攻るに難し、是を以て彼我搶奪、遂ます退かず各十日間を費す、谷少將重岡に至り軍事を視る。

赤松峠（アカマツ）

重岡の南嶺にして、東は三平山猪塒峠に連り、西は梓峠に接し、國道の衝に當る、丁丑の亂に官兵久く此間に守禦せり。

征西戰記[illegible]云、六月二十一日、官軍重岡に入る、仁田原横川の山中賊壘在り、豐日の州界數里に亘り、諸所に[illegible]相對す、廿四日賊精鋭を盡して赤松峠及び豆嶺峠を襲ふ、赤松峠の南分[illegible]原大崩兵を增して防戰、諸[illegible]諸隊、賊猛に侵襲す、我兵遂に第二線に退く、其左翼[illegible]の戰鬪又頗る劇なり、林少佐等苦戰、又第二線に退く、赤松峠の連絡[illegible]に隔り、因て重岡より援隊を各所に送り、互に進退あり、小川少佐の一隊茶臼木峠に進み、賊の背後に出んとす、我兵漸く增加し、賊勢大に挫折す、既にして茶臼木峠の兵、[illegible]て赤松峠の新道に出て、其要點を占む、是に於て諸兵競く進撃、賊遂に潰走、[illegible]器[illegible]食死屍（首有四）を棄て走る、午後舊線に復す七月一日、[illegible]攻擊兵は[illegible]を冒し[illegible]子山觀音山に潜み入り、連りに四壘を拔き、將に赤松峠を攻めんとす、故に要害を固守し、午後二時、其逕回兵突然我右側より茶子山哨線に侵入し、我退路を遮斷せんとす、我兵苦戰、退て[illegible]線に據る、士官下士卒二十二名の死傷あり、是より此方面攻守忽ち形を變し、官軍[illegible]を保る能はざりき。三日賊梓峠より來襲す、我哨兵退き黒土峠を保す、[illegible]にして黒土峠も亦守る能はず、本道茶子山等の兵も共に城之越に退く、其賊情を察するに果して降人の言の如く、串[illegible]、死傷者を顧みず、地物に拘らずして直進し、其[illegible]我重岡を撞んと欲し、其鋒最も猛烈なり、彼は黒土峠に據り、我は城之越に在り、互に砲鬪晴時に及ぶ、廿一日鍋鶴、[illegible]來た職を開かず、賊にして山砲五六發を城之越に開く、中央兵進て黒土峠に[illegible]り賊[illegible]に突入す、然れとも[illegible]尚ほ進まず、而して賊は[illegible]りに銃[illegible]するを以て、突入[illegible]を保つ能はず、[illegible]の兵僅に山谷中に出て應戰す、賊拔刀來り迫る、遂に退て後岡に據り射擊之を却け、[illegible]を收む、廿三日、[illegible]に[illegible]し赤松峠古道、城之越右翼の[illegible]道より[illegible]來す、我[illegible]柴付柵等の設あるを以て容易に進む能はずと雖、其勢甚だ猛烈なり、我兵[illegible]、午後二時悉く之を却く、賊の彈丸[illegible]ね鍋[illegible]鐵等を用ふ、其窮に迫るを知る可きなり、堀江中尉其左翼を[illegible]く、廿七日、黒土峠の賊梓峠に退く、是より八月十五日に至るまで、大動靜なし、十五日、賊は[illegible]口諸所の陣を撤し、[illegible]可[illegible]に退く、豐後日の官軍[illegible]共に入る、[illegible]以下[illegible]向ふて[illegible]

梓峠（アヅサ）

赤松峠の西南に並び、[illegible]山に相對す、小野市[illegible]山より出づる溪水、二山の間を流る、[illegible]川[illegible]志云、守目嶺梓嶺、有[illegible]豐日界、[illegible]

三國峠（ミクニ）

大野郡南境の分水嶺にして、小野市[illegible]中間に在り、東西[illegible]水を番匠川（南海部郡）に[illegible]ず、標高八百三十米突。〇大八洲遊記、三國嶺、[illegible]竹田、南[illegible]佐伯、北[illegible]、舊三郡[illegible]、故俗呼三國嶺、明治十年、賊人拒官軍於此、今南部有壘址、官軍北、賊[illegible]南、其際相距七八町、[illegible]上有一條路、即舊道、賊拒守數十日云、此[illegible]山重疊、[illegible]故賊誰以拒官軍也。

征西戰記[illegible]云、六月、賊三國峠に據り時に三重市を侵[illegible]す、十三日官軍[illegible]、五日に至るまで連に[illegible]ふ、十七日川上少佐林少佐の兵を以て、二國[illegible]を[illegible]ふ、右[illegible]旋返峠の賊亦走る、遂に小[illegible]市を取る

三重郷（ミヘ）

和名抄、大野郡三重郷、（今三重村、新田（アラタ）村、百枝（モモエ）村、菅生（スゴフ）村等是なり、三國峠の山の北麓にして、大野川の南方なり、豐田[illegible]「因領三重郷百[illegible]田町、地[illegible]新出[illegible]守護」と[illegible]に三重[illegible]云ふは、即三重村の市場に當る、三[illegible]小野市に至る四里半、今大野郡衙此地に在り。

（場市）

内山（ウチヤマ）

三重村の大字なり大八洲遊記云、三重市南行半里、至内山、有觀音堂僧二字[illegible]、[illegible]三十町、至三國嶺。○相傳、昔三重[illegible]に眞名野長者なる[illegible]あり、嘗て黄金三萬兩を天台山に[illegible]し、以て[illegible]、唐蓮大師之を聞き、[illegible]佛[illegible]し、觀音蓮師[illegible]を[illegible]し至る、長者大に喜び、[illegible]を[illegible]す、時に敏達天皇二年六月なり、[illegible]後に海部[illegible]田村に滿月寺に[illegible]むと云ふ、凡佛教の東漸するや、豐の[illegible]之を信ずる甚早し、（[illegible]長者[illegible]名[illegible]長者の事は、[illegible]寺に[illegible]

あり、日韓古史斷にも、援引する所あり。○天正十四年十月、島津家久豐後に攻入り、三重の郷松尾を本陣とす、松尾は藥佛藥師のましますゝ處にて、寶福寺と曰ひ、溪深く石峙ち風景備れり、家久之を根城とし、分ち諸所へ向はしむ。(豐薩軍記)

傾山(カタムキ)

(白山)

三重の西南白山(シロヤマ)村の南に聳ゆ、直立千八百四十米突、祖母嶽と相竝び豐日の國界を爲す、其東麓は木浦鑛山なり、北麓にも廢坑あり今クローム鐵鑛を出す所あり。國志云、傾山峯最高峻、至嶺四里、周廻七里餘、山中多躑躅樹、高皆七八尺、此山西接尾平山、蓋銀之鑛也、内口(ウチクチ)山稱山、並在傾山北、山中洞穴多、蓋舊坑也、相傳往時此山白銀鉛錫多出焉、山中爲市云、大白(スナシロ)山最稀樹、岩石崔嵬、壁土白石多、燒爲灰、又産水精石、有一窟洞、口狹内寬、下梯而又入、内寬方五間高七間許、有大石乳、如柱下垂至地、圍貳尺貳三尺。

野津(ノツ)

舊莊院號なり、三重郷の東北にして、臼杵戸次と一嶺を隔つ、今野津市村、南野津村、戸上(トノカヘ)村、川登(カハノボリ)村、田野(タノ)村等の五を爲す。國志云、豐日志曰、西寒多祠、在大野郡三重、今按、舊址在野津院西寒多、同野津者舊三重郡内、圓田牒作野津院、大友家譜曰、野津五郎頼宗者、大炊介親秀第五子、弘安中蒙古役有功、圓田牒、野津院六十町、國衙、領地野津五郎頼宗入道阿一。

野津市(ノツイチ)

三重郷の東三里なる山峽なり、臼杵の西三里とす。○日向纂記云、天正六年、伊東三位義祐公は一門の人々を引具して豐後に至り、大友宗麟を頼み身を寄せらる、即野津驛の光明寺と云ふ所をしつらひ、旅館と定められければ、漂泊の中なれど暫滿在す、大友宗麟美々川敗北の後は、何となく心苦く思はれ、光明寺を忍び出て、供奉の男女廿餘人を引具し、伊豫國道後の方へ渡らせらる。○豐薩軍記云、天正十四年、朝日嶽の城主柴田遠江入道紹安は島津方へ内通す、柴田名字は橘姓にて、梅宮の流をくみ、當國に於て橘氏の姓頭なり、大友は之を知らず、野津院中の侍を柴田に附して薩州の押とす、十月日向路より島津家久攻入りければ、柴田之に降參す、家久即紹安入道を井田天面山の城に留置れぬ、佐伯惟定、臼杵鎭賓等之を聞き、野津院をば押へたり。

西寒田(ニシサムダ)

今戸上(トノカヘ)村の大字とす、犬飼驛の東一里許、西寒多神社あり、蓋延喜式の大野郡の大社とす。此社中世廢絕したるにや、或は大分郡柞原八幡を以て之に擬し、又植田郷寒田村に在りと云ひ、其寒田と主張する者は、西寒を訓みてササムと云ふ、西字サと訓むこと其例證を聞かず、或は寒田の本宮山は時明大野郡に屬せるならんと疑ひ、或は延喜式に西寒多を大野郡とするは、大分の誤にやと說くに至る。今按するに大分の寒田と、大野の西寒田の間に判田郷ありて、和名抄大分郡とす、郡堺移動の疑を挾むべからず。且本郡に西寒田の他名歷々として存す、其祀衰微の餘と雖、尙古蹟たるを失はず、彼柞原八幡の如きは宇佐の別宮のみ、式内の舊祀とおのつから其撰を異とす。神祇志料に、西寒田(ニシサムタ)神社、舊祠大野郡津庄三重郷寒田村にあり、(一宮莚語記神名帳考)後之を大分郡植田郷寒田村に遷す、舊祠甚た衰へて新祠大に盛なり(豐州志)と曰へるも採り難し、又太宰管内志、大野郡清田郷に西寒田神社の本宮と云ものあり、そは本宮山とて高なる山上にあり、社は三間四方許と見ゆ、その神體と云ものは鏡又佛像などなり、社のある地は公領なり、此社に鑰預と云ものあり、公領地の人なり、されども社人は古國府に在て、府内領の人なり、此社ある處の下方、北は延岡領なり、山上八町四方は社の境内にして、諸木生茂れり、延岡領の地是も昔は府内領なりしと云ふ、大分郡寒田も古は府内領なりし、今は延岡領となれり、此原說も要領なく明白を缺けり。

犬飼(イヌカヒ)

今犬飼村と云ふ、天面山の南にして、戸次三重間の小驛なり。○明曆中竹田藩犬飼に米倉を建て、船舟を備へ、鶴崎三佐港に通運の路を開く、是より賈民集り、市巷を開く、(豐後國志幷遺事)三佐に至る水路六里。

(丹生)

按に、延喜式丹生(ニフ)驛あり、犬飼などに當るべし、和名抄、海部郡に丹生郷あれば、驛路通過の地に非ず。延喜式、豐後國驛馬を錄し、

小野十疋、荒田、石井、直入、三重、丹生、高坂、長湯、由布各五疋

と曰ひ、又郡別の傳馬を錄し、日田、球珠、大野、海部、大分、速水郡各五疋と曰ふ、其經由の郡別に就き、通路を察見するに、日田を經て太宰府に赴く者と、豐前并に日向に赴く者、すべて三線とす、風土記に參考するに、日田郡驛一所は石井に當り、球珠郡驛一所は荒田に當る、大野郡驛二所は三重丹生とし、大分郡驛一所は高坂にて、速水郡驛二所は長湯由布に當る、而して小野は當時海部郡驛一所と云ふに當ること、亦推知すべし、驛名郡名列擧の次第は、以て其位置を判するに足る、

田口鄕(タグチ)

(井田)

和名抄、大野郡田口郷。○風土記詳云、田口後世改井田、國志云、倭名抄有田口郷、圓田牒作井田、蓋後世所改、今田口村名、在井田郷。○田口を井田とせば、今の井田村、中井田村、犬飼村、柴原村などなるべし、三重郷の北、大野郷の東にして、御座嶽の南麓なり。圓田帳、井田郷捌拾町五段、國衙、地頭職相模殿女子。

(白鹿山)

國志云、井田郷柴山村(今柴原村)に白鹿(シラカ)山あり、彩翠山を環り、下に淸泉あり、巨石無數、臥龍の如く伏虎の如く、水激して嗚鳴、其山溪乍濶く乍窄く勢齊からず、名つけて手取蟹戸と曰ふ、頗山水の勝あり、此山古より白鹿を出す、今尙適ま有り、按するに日本後紀に曰く、

延暦二十一年、豐後國白雉を献す、獲者に稲五百束を賜ふと、蓋此に獲たるか。

大野鄕（山鄕）

和名抄、大野郡大野鄕。○今大野村存す、大字[illegible]山あり、即古郡家の遺稱なり。田中村、神角山の南麓にして、大野川の北方なり、豐田頓に、大野庄参百町、領家三聖寺、

中村七十六町　地頭戸次二郎重頼

下村百町内　六十九町九段小、大野太郎基直跡、同女子、貳十貳町壹段三百歩、同妹女、五町六段三百歩、同妹女、肖[illegible]理亮高爲妻知行、今死去、子息鶴丸、貳町貳段、助阿闍梨良澄、

上村五十壹町内　横尾尼跡、御所女房按察使御局、貳十五町五段、大和太郎兵衛入道頭跡、同孫鶴丸、貳十五町五段、

志賀村七十三町云々

とあれば、志賀までこめたるを知る。○國志云、上津八幡宮は大野鄕片島村（今大野村）に在り、天長中由原八幡を勧むる後、此に一祠を興したるなり、大友氏戸次氏の古文書を藏す、石[illegible]表に至[illegible]三年藤原[illegible]世と刻す。

沈墮瀧

大野村大字矢田に在り、大野川此に至り當方川と相合して一となる、[illegible]道より下り、瀑高さ九丈餘、濶一百餘歩、北潭の深さこと測るべからず、崖上備石層々、尖起鋒の如し、相列して水を激す、水分れて十三條となり、遠く之を望めば水柱列立するが如く、之に近つけば則ち白雨雨を驟り、百雷俱吼、亦一壯觀なり。豐後府記云、沈墮瀧は水徑百歩にして、其高きこと十五間、大水には唯一瀑、常には十二陣列し、水増れば十三行ともなる、之を雄瀧雌瀧と名つく、一町隔てゝ雌瀧あり、絶岸十八間、水落ち虹あらはれ、州中の絶觀なり。

田中

今田中村と云ふ、其側の西三里、隅山の北一里、小驛なり、竹田に至る凡四里。

藤北城址

田中村の北、赤司の藤北山に在り、戸次氏の故墟とぞ、又鎧嶽城と稱す。○國志云、大友家臣に曰く、貞應二年、左近將監能直卒し、大野藤北に葬る、嗣子[illegible]秀其の宅兆を營み、寺を建て藤光と名つく、延元二年、戸次氏重ねて之を修む、此地能直退隠の地にして、戸次氏後之に據る、天正中、鑑連に至り家を鑑連に寄附し、筑前立花山へ移る、幾もなく鑑連大友家と共に滅亡す。○豐後遺事云、戸次鑑連武功絶倫、士を育し民を撫し、思慮備に至る、戸次氏の先は大友家に出づ、大分郡戸次に居る因て族とす、戸次[illegible]親[illegible]貞を生む、[illegible]貞の子を親家とす、永正十年、鑑連を鎧嶽の城中薮ケ原の舘に生む、此れ柳川藩祖立花梅岳公なり、孫[illegible]筑後十二万石を食す。

酒井寺

又[illegible]寺と曰ふ、田中村の西北に在り、今村名を養老と改む　國志云、酒井寺は、寺傳に天平勝寶四年釋正[illegible]此を經歴し、其の出酒泉を觀、以て靈區となし、一練若を建て、名つくるに酒井を以てす、大友宗麟に曰く、大炊介親秀第八子信となり貝堂と名つく、寛元二年此に就隠す、天正以降已に廢し、寛文六年竹田侯中川氏之を修復す。○風土記云、大分郡酒水、在郡西、此水之源出郡西百野之[illegible]中、指南下流、其色如[illegible]、味少酸焉（この酒水は今詳ならずと雖、酒井寺の縁起と相近似す）弘長四年深[illegible]尼（大友能直後室、號風早禪尼、歸依時宗）の定状「酒井寺經免事、志賀村西方に壹町あてさためおく」云々と見ゆれば、古來の名藍なり。

神角山

西大野村の北嶺なり、山背の水は大分郡の七瀬川と爲る、此山中に神角寺あり。○國志云、大野鄕鳥屋村神角寺、相傳ふ欽明帝の朝に、新羅僧某此山に[illegible]栖す、山頂に池水あり、夜異光を發す、遂に感して觀音大士の金像を得たり、乃ち宇を結び、後三百餘年、聖[illegible]此に卓錫し、大に寶[illegible]を[illegible]し、[illegible]、西海の高野と稱す、後兵燹に罹り、寛安中大友氏更に六[illegible]を建て、亦後荒廢し、今東北二坊を存するのみ。○遺事云、建久七年、大友能直[illegible]に[illegible]す、[illegible]方の[illegible]之を拒かんとす、大野泰基は[illegible]方將[illegible]の從父兄弟にして九郎と稱す、神角寺に拠り能直を拒く、戦敗れて死す、其墳山中に在りと云ふ。

梨原

國志云、源義朝、幼少卓犖不覊、其父[illegible]之を恐れ、之を放ち海西に下す、先つ豐の大野鄕梨原村に到る、自ら海西總追捕使と稱す、[illegible]城を攻め[illegible]き、威を九州に振ふ、花[illegible]及[illegible]に曰く、久壽二年四月三日、源爲朝豐後國に居り、菅内を[illegible]す、仍て與力[illegible]を禁[illegible]すべきの由、宣旨を太宰府に賜はる、當時爲朝は梨原の人、尾張權守平時重の家に寓す。

志賀

今上井田村と呼稱す、大野村の西に接す。[illegible]行紀云「天皇[illegible]、次于[illegible]大野[illegible]、[illegible]、直入物部神、直入中臣神三神矣」と、此[illegible]賀神と云ふは此地の神[illegible]なりけん、中世大友の族に志賀氏あり、本名[illegible]家なりき、又上井田に一万田てふ大字あり、志賀の門葉一万田氏の苗字地とす。

（一万田）

國志云、大友直能の弟八郎能[illegible]あり、能[illegible]卒後、其夫人は尼となり深[illegible]と名づく、深[illegible]其子姫の爲めに[illegible]田を分賜して、大野[illegible]志賀邑を以て八郎に賜ふ、志賀泰朝は能[illegible]の[illegible]子にして、豐前八郎と稱す、文永十一年蒙古[illegible]來し、九州諸將皆之を拒ぐ、十二年より弘安四年に及ぶまで[illegible]りに來り、泰朝數ば戰功あり、筑前國[illegible]を賞賜せらる、志賀貞朝は藏人太郎、大友出羽守貞親猶子となる、家譜に曰く建武元年、宣旨を奉し戰功あり、三年岡の天神山の舊壘に就き、改め築き移り居る。

延慶二年四月、深[illegible]尼讓書に

[illegible]男大炊助入道分　相模國大友鄕、地頭職司職

次男宅万別當分　豐後國大野庄内、志賀村半分
大和太郎兵衛尉分　同庄内、上村半分地頭職
八郎分　同庄内、志賀村半分地頭職
九郎入道分　同庄内、下村地頭職
女子大御前分　同庄内、中村地頭職
女子美濃局分　同庄内上村、半分地頭職
帶刀右衛門尉後家分　同庄内中村、内保多田名。

弘長三年、深妙尼讓書、
讓與、大野庄志賀村内、近地名地頭職半、同村内筑紫生寺事云々。

また建治二年言上、
大野庄志賀半村内近地名地頭禪尼言上、欲早停止志賀太郎泰朝（半村總領）催促、預請守護所御濫、令勤仕當國用心已下所役子細事、件名地頭職者、爲風早禪尼御計、割分後半村内、禪尼所相傳也云々。

建武元年五月綸旨、
豐後國大野庄志賀村南方内、負名大津屋敷、田畠、羽目屋敷、朝倉名内喉近屋敷、津留屋敷、定蓮房屋敷、附大竹屋敷、井田畠荒野云々。

又圖田帳、三聖寺領、大野庄志賀村七十三町内
二十六町五段　託摩別當能秀、同次郎時秀法名寂尊、
同新三郎貞秀、同四郎太郎泰長、各分領、
三十三町壹段小　志賀太郎泰朝法名阿法、嫡子藏人太郎貞朝、貞朝烏帽子云々、
三町三段　大藏阿闍梨、阿法舍弟。

牧口（マキグチ）

今牧口村と云ふ、又砂田（スナダ）村と呼ぶ、緒方川岩戸川の二流東北流し、牧口を挾みて大野川に歸す、岩戸川は尾平山に發源す、長六里、此村は三重と竹田の中間に在り。

緒方郷（ヲガタ）

和名抄、大野郡緒方郷。○今緒方村・上緒方村、南緒方村、合川（アヒカハ）村、小富士村・長谷川（ハセガハ）村、牧口村等是なり。大野川の南、三重郷の西、直入郡の東に接し、祖母嶽、尾平山、傾山等の北麓なり。中世緒方氏あり、又尾形に作る、豐後大神姓の強族なりき、姫嶽明神を氏神とするも、初めは宇佐大神の封邑なれば、正しくは八幡の氏子なるべし。

（形尾）

緒方八幡宮（ヲガタ）

宇佐神封、大野佐拾畑の庄なり、宇佐大鏡には「緒方庄御封田二百四十町、本田百三十町正上分、以稻千二百束、佃十八町九反、反別稻卅五束、餘田百十町號治田、任見作定田、町別三石所當也」と載せ、圖田帳に「緒方庄貳佰捌拾町、宮領地頭大友」と錄す　○國志云、八幡宮は緒方郷今山に在り、木額三隻あり、其一隻紀年を背に題す、葉月日文字漫滅し、其命古信すべし、又一隻の額記に曰く「豐後國緒方今山大行事御前、應永二十一年甲辰秋八月、大願主」とあるも、此以下文又讀むべからず、相傳へて云ふ毎歲八たび大祭を行ふ、故に大行事と稱するなり、祠前古松樹有り、天明二年秋大風の倒す所となる、其の下石函を得たり、中に銅筒長四寸口徑二寸、刻字に曰はく「大治内午閏十月」と、其他は漫滅して讀むべからず。

豐信雜記云、緒方莊御當寺不動堂は日羅の建立とぞ、日羅上人新羅より歸り、豐後大野郡に暫く留錫せらる、或日一刻ばかりの間に郡内を廻り、靈地七所を探み、石佛を造れる、一番に大方筑紫生寺、二番岩屋寺、三番法乘寺、四番光寺、五番大龍寺、六番阿西寺、七番栢寺なり、屏岩百尺、溪端清く澄り、佳景備にものべがたし、神通の用ひ手に依らずんば、如何で如是を得んや。○集古文書の中に
緒方庄小河名之内、小原御五郎百貫分、拜付所在之事、預進之候（中略）明應五年丙辰（下略）

緒方の黨、大神朝臣良臣、仁和寛平の交の在廳とぞ、遠見郡大神と其類をにす、其盛に方り、一門興諸郡に布く、大友氏入國以後漸く衰ふ。○國志云、三代實錄、仁和二年、大神朝臣良臣を以て豐後介と爲す、天武帝壬申の歲、兵亂車駕伊勢に入る時、良臣の高祖父三輪君子首伊勢の介たり、軍に從ふて功あり云々、此良臣の子大野郡大領たり、豐日志曰く寛平四年大宰府言す、豐後介大神朝臣良臣任既に滿ち、將に其の職を去らんとす、百姓惜慕請ふて其の子庶幾を留む、許して庶幾を以て大野郡領となし、外從六位下を授け、遂に世々之を領せしむ、按ずるに盛衰記に曰ふ豐田富人太夫は、蓋し庶幾大太夫を謂ふ、乃ち大神太夫なり、又大神惟基は庶幾の子、所謂皸（アカガリ）大彌太也、世俗以て姫嶽神胤となすものなり、惟基の五子、嫡を高千穗三田井惟政と曰ふ、次を阿南惟季と曰ひ、次を稙田惟定と曰ひ、次を大野恭平と曰ひ、次を臼杵惟盛と曰ふ（惟盛は盛衰記に曰く大彌治）、惟盛の子を大六惟衡と曰ひ、惟衡の子を大七惟用と曰ふ、惟用五子あり長を太郎惟長と曰ひ、早く死す、次を臼杵二郎惟高と曰ふ、東鑑惟隆に作る、次を緒方三郎惟義と曰ふ、或は伊能に作り、東鑑惟榮に作る、次を佐賀四郎惟時、次を賀來五郎惟與と曰ふ、各其地を分領す、因て氏となす、惟榮特に富盛たり、今緒方郷上自在（カミジザイ）村宅址あり、（緒方村大字上自在）野史稱す、惟榮罪を得、因て上州沼田に配せらるゝと、恐らくは非なり。

知田（チダ）

今南緒方村と云ふ、古文書に貞治三年下知狀に「緒方庄智田名内、眞寺逆殺生之事、東者自知世牟田上、西者自佐六下、南者自寺迴北、北者河」○參考本盛衰記云、昔日向國織田（シナダ）と云所に大太夫と云德人あり、一人の娘あり、其名を花御本（オモト）と云ふ、長門本云、豐後知田（チダ）村と云所に、赤大夫と云者の娘あり、花御許と云ける。南都本云、昔豐後國伊知田村と云片山里に、大太夫と云ものの一人の娘あり、栢原のおもとぞ云ける。（今南緒方村大字知田あり、織田の訛にや、栢原は直入郡に栢原あり）

又高方、[illegible]子小大夫[illegible]久、三男野尻次郎惟村（或は伊村に作る）とて兄弟あり、次男惟村使者として平家の方へ申けるは、年来御恩をも蒙りて二心なく奉公仕れども、平家都を出で、西國に落下おはしまし、朝敵と成て人民を悩す、遂に九國の中を出奉るべきの由、一院の院宣とて、國司代藤頼經より仰下さるの間、疾々出させ給へきにて候と申たり云々。（今緒方村大字野尻）

小富士山（片箇瀬原）

緒方郷の西、直入郡界に跨る、山ただ高からずと雖、形象仰ぐべし山東片箇瀬村今改めて小富士村と曰ふ、此山松樹簇若として上に竹田藩主中川氏の小墳あり、北に中川祠と云ふ、豐薩軍記云、天正十四年、薩人緒方惟梲九い栢野城を攻落し、つづいて高尾を攻落し、稲宮新助を大将として岡城の邊片箇瀬原に出張す、志賀親次之を追手口滑瀬橋に待受け、三百挺の鐵砲にて打掛る、稲宮這々の躰にて引取り、以来は岡の域へ寄せざりき。

尾平山

緒方郷長谷川村の南嶺にして、傾山と祖母嶽の間に在り、南淵は日州五箇瀬川に入る、北淵は岩戸川と爲り大野川に入る、銀錫を産出す、國志云、尾平山中、獲谷蔗筍山等、往時多産銀銅錫鉛、礦坑處々有之、今僅出錫、最良精云。豐後遺事云、寛永十二年、幕府岡（竹田町）の古町に鑄錢す、其銅は尾平山より採掘せしものなり、尾平山は天正年間に初めて銀を採掘し、此の時多く銅を出し天下に聞えたり、従来は銀豐多に寛永錢四十文相當せり、此の時より六指攻に相當す。○地學雜誌云、尾平礦石は含銀方鉛鑛を主とす、藩政の頃、隣近竹田の城主中川侯の所管採掘せられしものにして、當時錫鑛のみを採集せしが、維新後更に銅鑛を發見し、現時は錫を棄て銅のみに着手すれども、未だ微々として振はず、又石灰を採取す。

網磯野（小竹鹿）

今詳ならず、風土記云、大野郡網磯野、在郡西南、同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛、名曰小竹鹿奥（原註曰、謂志努汗意拘）此土蜘蛛二人、擬爲御膳、猶田獵、其獵人聲甚讙、天皇勅曰大囂、原註曰、謂阿那美須、因斯大囂野、今謂網磯野者訛也。○按に小竹鹿は志賀と云ふに同じかるべし、志努賀を志賀に訛れる也、網磯野も志賀の邊ならん。

直入郡

直入郡

大野郡の西にして、阿蘇山の裾野なり、諸溪皆東流す、祖母、久住の二大嶺南北に對峙し、其餘岡陵起して、大野直入の郡界を成す、故に郡内の水皆竹田に至り會集し、一川と爲り大野郡に入る。今竹田町并に二十村に分割し、大分川の上游朽網の二村を黌治す、而も阿蘇郡近接の三村（野尻波野産山）は彼郡に併せらる、故に竹田の郡衙の現所治は十九村とす。三十五方里、人口四万五千。

直入郡、和名抄奈保里と注す、三郷に分てど、風土記に據れば四郷（郷肆所里十驛一所）にして、和名抄の誤脱を補正すべし。弘安圖田帳、直入郡百七十町と錄し、近世撿田三万六千石、千山環列、百川縈帶の境と稱しぬ。○景行天皇紀に直入縣とあり、天皇熊襲征討の途次、此山中に土蜘蛛を誅戮したまへり、當時天皇直入物部神、直入中臣神等を禱りたまふ、此物部中臣の二族此地來住の因由詳ならず、國志に所說あれど明了を缺く。考古雜志云、豐後國竹田の地形は豐後の海岸に至るも、皆肥後の阿蘇に出るも、日向の三田井地方に達するも、皆山嶺を越えざるべからず、就中肥後の地方に連れる一大高原は、直入郡の西方より稍平高にして、石器時代の遺物を發見せらる、此等の地方は歴史上土蜘蛛の巣窟にして、景行天皇西征の遺跡も各處に散在す、假令此地方の石器時代の人民は、土蜘蛛種族の祖先なるも、或は他の別種族なるも、未開の狀態に於ける住民が、生活上便宜なる地方なるが故に、ここに部落を營みしことは、爭ふべからざる事實なり、即今考古學上の材料として土蜘蛛の遺物を得て（假令口碑にもせよ）石器時代の遺物等と比較を試みんと欲し、土蜘蛛の遺跡と稱し來れる各處を巡見し、又小塚村字池邊の土蜘蛛の岩屋をも實見せしが、自然の斷崖地にして遺物を得ざりき、（巡見郡北石垣村の土蜘蛛の岩屋と稱するも塚穴なり）却て直入郡高原地方の石斧等は、土蜘蛛の遺物なりとの口碑あるを聞けり、是尚北海道にて土器石器類をコロボツクルの遺物、陸奥地方にて土器類をアイヌの遺物、中國地方にて石斧類を吉備津彦命征討の草賊の使用せしもの、とする口碑と同一ならん、此地方に於ける石器時代の遺物は、本來土蜘蛛種族の祖先と關係なきか、若しなくんば如何なる人種の遺物なりしか等、種々有益にして趣味ある觀察をなし得べき材料なり。

直入郷（垂水）

和名抄、直入郡直入郷。○今竹田町、豐岡村、玉來村、杉本村、入田村等ならん、近世は入田郷と稱せり、東は緒方郷（大野郡）西は朽原郷、北は三宅郷に至り、南には祖母嶽蛇立す。延喜式に直入驛あれど、通路の次第を考究するに此に非ず、玖珠郡に直入驛別に在りし者のごとし。○風土記云、直入郡、昔者郡東有垂水村、有桑生之俗、名直生村、後改曰直入郡」と、按に垂水村今詳ならず、然れども垂水は古言瀧に同し、竹田町の東北に十川瀧あり、然らば豐岡村の古名にや。

井田郷之内四拾貫分、小川名之内八貫分、寺代所、直入郷葎原名之内、志賀宮内大輔跡五拾貫分之事、預進之候(中略)

善鑑

志賀民部大輔殿

名欲山は直入山と云ふに同じ、直入郷内の山なるべけれど、今此名なし、緒方郷に跨る小富士山などの舊名なるにや、國志に城原山是なりと說くも、採るべからず、然れども景行紀に直入物部神直入中臣神を祀りたまふ、此神祠は何處にや、尙考究を要す、且萬葉集の本意名欲山と云もの固已に疑惑あり、

藤井連遷任上京時、播磨娘子贈歌

あすよりは吾はこひなむ名欲山石踏ならし君か越なば、

此歌は卽播磨國在任の人の上京に當り、娘子のよめるなり、之を豐後に求むるは、方角をたがへりと謂ふべき歟。

岡城址

又竹田城と曰へり、竹田町の丘上に在り、竹田は白瀧川飛田川環流し、要害無比と稱せらる、大神氏此に築き、初め大神城と稱す、岡と云ふは訛なりとぞ。天正中志賀親次之に居り、薩人の來攻するや、遠近震怖、獨此城と佐伯のみ固守して降らず、以て豐臣氏の來援を待ちたり。文祿三年、大友氏除封、親次亦色を失ふ、中川修理大夫秀成之に代り、封邑七万石、世傳して大政維新に至る、明治丁丑の亂、薩人竹田に入り、岡の故壘に據り保守す、官軍力戰之を拔く。

國志云、岡城は文治中緒方三郎大神惟榮始て之を築く、後大友能直の弟志賀八郎能郷の後孫貞朝之に移り、建武中舊壘を修め、之を廣大にし岡城と稱す、子孫世々焉に居る、天正中志賀親次之を守り功あり、文祿二年、中川秀成播州三木より封を此に移す。

征西戰記稿云、五月十二日、日州賊集の賊三百許、豐後重岡に至り、翌日竹田に進入し、所在を掠奪し、士民を脅迫す、中津(豐前)の士族亦之と氣脈を通ぜんとす、軍團本營東艦に警戒し、又濱町大津(肥後)の古在兵に傳令する所あり、賊の竹田に入るや、先大分縣廳を襲はんと欲す、十七日賊大分を伺ひ、縣廳を襲ふ、官軍の擊退する所と爲り克たず、又竹田に退守す、野津大佐(道貫)堀江中佐等、坂梨高森二道より之を擊つ、廿四日賊を擊ち警備線を竹田町五町許の處に布く、遊擊隊は大分より三重に進む、廿七日官軍三田井を取る、廿九日野津大佐竹田を破り、全く之を平定せり、其部署たる右翼は本街道及び魚が城に、中軍は平山村より古城の正面に、左翼は古城の左側に、一齊進入の約を定め、午前三時黎明に乘して進擊せり、賊は各所の險に據守し頗る力戰、我兵は一層猛烈に攻擊、彼れ遂に保つこと能はず、賊根據を失ひ、強豪死戶を棄て敗走す、時に午前七時なり、我兵尾擊して竹田に入る、賊多くは熊方街道に走る、乃ち攻擊軍の兵を進めて其蹤跡を索めしむ、竹田市中は過半燒失し、細民焰燼なり、殘民に命して消防せしむ、夫れ竹田城は天險の要地にして、豐後の中間に在り、賊之に固據せば我軍の左翼をして、自ら後顧の慮なき能はざらしめしに、是に至て賊遂に潰り、豐後口の事稍局目を改む、日向字田枝より山を攀ち、三國峠小野市に據り官軍を拒かんとす。

竹田

舊岡城の市街なり、今竹田町と曰ふ、戶數一千五百、大分を去る十四里、直入郡衙あり、阿蘇の宮地驛に至る七里、豐後遺事云、中川家[illegible]入部の時、竹田村の地水田多く、民家稀少なり、商工の徒漸來集し市街を成す、玉來より商人五十三戶を移したりとも曰ふ、國志云、古圖に岡城の北に十川街あり、其側に換田街あり、是亦文祿の後移して以て竹田街に益す、今の換田は乃ち十川街の後なり。

玉來

竹田町の西一里、今玉來村と曰ふ、國志云、玉來舊名猫原、正安二年市街を置く、德治二年、岡の城主志賀氏其坊街を益す、文祿の初め中川修理大夫秀成封を移すの後、玉來の民戶五十餘區を以て竹田街に移す、光西寺島城の下に在り、寺僧潮甚開基、潮甚は相良修理大夫義陽の孫、長門守義光の子なり、專修念佛の敎を奉す、天正九年、義陽甲斐宗運の敗る所となり戰死し、義光父子亡して豐の玉來に至り、文祿の初め寺を建つ。

入田

竹田町の南を入田村と曰ふ、弘安圖田帳に「直入本郷百町、入田郷三十町、領家清涼寺、地頭大友兵庫入道殿」と錄したり、後世本郷の名亡び入田に併せらる。

國志云、津賀牟禮城は入田郷矢原に在り、入田丹後守親眞の居館なり、天文十九年二月、大友義鑑弑さるゝの後、世子義鎭日田玖珠の武士をして之を討たしむ、親眞之を拒ぐ、戰敗れて小松尾の寨に走る、天正十四年、薩軍之を攻め城陷る、乃ち入って而して之を保つ、十五年志賀親次塚あて城を復す、文祿二年國除かるゝの日竟に廢す。

祖母嶽

竹田の南四里に在り、山村を今嫗嶽村と曰ふ、其北嶽は大野直入の郡界を成し、小富士山を北端とす、嶺南は三箇瀨川三田井の山谷とす、豐日二州に跨り、標一千九百九十米突、九州第一の高峯と稱す。

嫗嶽神社

(原神)

又嫗嶽に作る、嫗嶽村大字神原に在り、神祇志料、之を以て延喜式直入郡健男霜凝日子神と爲す、或は曰ふ、此山卽天孫降臨の高千穗峯なりと。(日向臼杵郡高千穗峯看)國志云、神原は嫗嶽の北山足なり、紫莪蒼蒔、中に民居あり井手上と曰ふ、是より登る百餘歩に巨巖あり、巖中に祠あり相傳ふ白雉二年創むる所、嫗嶽の本祠なり、祠傍路あり嫗嶽の嶺に達す、嶺に一石祠有り、後世造る所、天正中兵燹に毀し、寛永中之を再修し、里人以て上宮と稱す、本祠を以て下宮と稱す、又下一溪を隔てて渡來台と云ふ民家あり、一叢祠を穴森と名づく、相傳

ふ、昔時此神此郷に在り、民之を崇敬し、[illegible]神と稱す、[illegible]若し[illegible]に[illegible]れば、必ず[illegible]あり民[illegible]に多し、[illegible]山[illegible]、[illegible]て之を[illegible]て曰く、夫れ民は神の主[illegible]ば神之に[illegible]る、神之を害するの理あらんや、乃ち[illegible]、[illegible]木を[illegible]池水を[illegible]す、民始めて安堵す、今に至つて猶其の賜を受くるは、皆公の力なり、池[illegible]に[illegible]れ、[illegible]に[illegible]穴有り、周二丈高八尺、元録中社僧[illegible]より出づ、村民之を牧む號して穴森神と曰ひ、大神の[illegible]をして[illegible]を[illegible]らしむ、是れ世の稱する所、[illegible]人に化し、來りて大神氏女[illegible]に通し、以て子を生み、[illegible]大[illegible]と名づけ、[illegible]方[illegible]の祖とする者なり、平家物語及[illegible]記、以て[illegible]神となすは誤りなり、夫の[illegible]は健男霜凝日子神たり、[illegible]に[illegible]の[illegible]を以て、[illegible]神の[illegible]を[illegible]さんや、然れとも當時の人大神[illegible]等、[illegible]て[illegible]の神[illegible]となす、況んや後人をや、辨正せずんばあるべからず、按に[illegible]は[illegible]を祀る、神武帝の皇祖妣たるの故を以てなり、其山[illegible]、[illegible]に[illegible]立す、東南の岸下、御社[illegible]と名づく、一怪石あり兀然[illegible]立、奇樹異草、[illegible]植[illegible]茂、其山[illegible]日[illegible]三國に[illegible]り、之を三分すれば則ち豐其の二に[illegible]る、[illegible]木[illegible]現社は[illegible]の由[illegible]木山に在り、[illegible]山[illegible]を[illegible]る、[illegible]之を司る、[illegible]寺なり、寺[illegible]其地に[illegible]く、古[illegible]あり、[illegible]して[illegible]元年十一月と云ふ、按、[illegible]神を[illegible]比咩と稱するは、其所以なきにあらず、此山九州の大[illegible]にして[illegible]の高千穂と[illegible]す、天孫降臨の[illegible]を[illegible]へ、[illegible]比咩を[illegible]る者[illegible]、而て[illegible]後國志に[illegible]國志[illegible]に此[illegible]を以て[illegible]式[illegible][illegible]日子神と[illegible]す、男女の[illegible]あり、[illegible]日本後紀云、承和十年、[illegible]位[illegible]比咩神（豐後國）無位[illegible]神、無位高智保皇神（日向國）並[illegible]皇神、並奉授從五位下」とあるに傍證せば、本來日子比咩二神鎭坐し、天孫にましますと推想すれば、並[illegible]火火出見命并[illegible]玉比咩なり、一書に五[illegible]と爲すは、[illegible]南に五箇[illegible]川あるに附會せる者のみ、[illegible]を要す。

柏原郷（カンハバラ・カシハバル）

和名抄に之を脱す、然れとも風土記に「直入郡柏原郷、昔者此郷柏樹多生、因號曰柏原郷、在郡南」と謂記したり、今柏原村、宮砥（ミヤト）村、[illegible]村、菅生村并に波野（ナミノ）村、野尻村等なるべし。波野、野尻は近代以降、肥後國阿蘇郡の所部と爲る。○景行紀に柏峽大野といふ地名ありて、通證には柏峽を本郷に充てたり、然れとも當時賊陣の形勢に參考すれば、柏峽は朽網郷より稻葉川に至る邊にあるべし、此にあらず。

野尻（ノジリ）

今阿蘇郡に屬し、野尻村と曰ふ、竹田の南西五里、賀子原（カスバル）山の西にして、一山谷を成す、南は一嶺を以て臼杵郡五箇瀬川の山谷と相隔つ、野尻の溪澗は北流、漸次東に折れ、五里にして柏原村に至る、又三里にして竹田の東に至り、大野川と爲り、竹田に於て阿藏川、又白瀧（シラタキ）川と云者是なり、野尻驛より南三田井（ミタヰ）（臼杵郡）に至る凡五里。○阿蘇[illegible]狀云、延元三年[illegible]日向[illegible]、追落野尻城、[illegible]高知尾一族等、打越小國[illegible]云々。

（白瀧川）

菅生（スガフ）

竹田の西三里小驛なり、今菅生村と曰ふ、驛東に大字戸上（トノウヘ）あり、驛西に大字小[illegible]あり。○國志云、柏原郷戸上村、荒[illegible]七所ありて皆大塚と曰ふ、又一[illegible]は菅生村[illegible]原に在り、皆景行天皇土蜘蛛を滅する所の[illegible]なりと曰ふ、又禰疑野柏原郷の東北に在り、其鬼[illegible]屋（オニノイハヤ）は柏原郷池部村に在り、[illegible]經[illegible]、高さ百餘尺、前は溪[illegible]に臨み、[illegible]の廣さ百人を容るべし、所謂禰疑野三賊の[illegible]居なりとぞ。

（戸上）

禰疑野（ネギノ）

今菅生村の邊なるへし、風土記に據れは禰疑野の西を柏原野と稱す、柏原野は今の波野にやあらん、然れとも國志に禰疑野は柏原郷の東北部なりと云ふは、古[illegible]を以て[illegible]と[illegible]定し、之に由て立[illegible]したる者なれば[illegible]なき能はず。○景行紀云、[illegible]直入縣禰疑野、有三土蜘蛛、一曰打猨、二曰八田、三曰國摩侶、[illegible]、[illegible]多之、皆不從皇命、[illegible]、[illegible]打猨、[illegible]度禰疑山、時賊虜之矢、横自山射之、流於官軍前如雨、天皇更返城原、而卜於水上、便勒兵、先擊八田於禰疑野而破、爰打猨謂不可勝而請服、然不聽矣、皆自投澗谷而死之。○風土記云、直入郡禰疑野、在柏原郷之南、昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土[illegible]、天皇欲伐此賊、在茲野勅、[illegible]勞兵[illegible]、因謂禰疑野。○國志云、禰疑野在柏原郷池部小[illegible]二村之間、按池部[illegible]存、蓋賊栖址城原、在禰疑山東北。

波野（ナミノ）

菅生の西なる廣大なる山野なり、阿蘇火山の外輪たる坂梨（サカナシ）峠の下にして、東西二里南北三里、今波野村と曰ふ、其[illegible]所を笹倉（ササクラ）と曰ふ、菅生の西二里、坂梨峠の下一里にあたる。

（笹倉）

小野（ヲノ）

小野庄、阿蘇大宮司の由緒に見ゆ、其地詳ならず、波野の邊歟、假に此に繫く。○正平二年、[illegible]二筒所、[illegible]向城之刻、大友[illegible]數百[illegible]、[illegible]小野[illegible]、[illegible]城[illegible]之間、[illegible]向致合[illegible]、追[illegible]、[illegible]之時、一族若黨十餘人手負[illegible]死畢、其後[illegible]尾[illegible]二筒所之城落之畢。

稻葉川（イナバ）

（飛田川）

今飛田（ヒタ）川、又久住川と云ふ、久住川に發源し、東南流六里、竹田の北に至り、野尻より出づる白瀧川と合し、大野川と爲る。○景行紀云、天皇到來見邑、速津媛言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣禰疑野、有三土蜘蛛、[illegible]、是五人並其爲人強力、亦衆類多之、皆曰不從皇命、若強喚者、興兵距焉、天皇惡之、不得進行、即留于來田見邑、權興宮室而居之、仍與群臣議之曰、今將多動兵衆、以討土蜘蛛、若其畏我兵勢、將隱山野、必爲後愁、則採海石榴樹、作椎爲兵、因簡猛卒、授兵椎、以穿山排草、襲石室土蜘蛛、而破于稻葉川上、悉殺其黨、血流至踝、故時人其作海石

榴椎之處、曰海石榴市、亦血流之處曰血田也、復將討打猨、徑度禰疑山、更返城原、而卜於水上。○按に稻葉は久田見邑と禰疑山の中間にして、此に鼠石窟ありしこと上文に據りて明白なり、但其茲山と云ふ者速見邑の山に擬似するを以て、國志に鼠石窟は速見郡石垣村に在りと爲す、後文戰陣の布置形勢に參照せば、其疑を解すべし、「更返城原、而卜於水上」と云ふ此水亦稻葉川なりと知るべし、國志に稻葉村は白丹の舊名にして、海石榴市山在りと說けど信ずべからず、海石榴市は久田見邑に在るが當然とす、血田も詳ならねど、稻葉川の畔なるべし。

一書に菅生村の西北西園に海石榴市あり、又菅生の西小塚に血田あり、沼池の水常に赤しと述ぶ、然れども「破于稻葉川上」と云ふより推せば菅生にあらず、菅生は稻葉川と水脉を異にす。

城原（キバル）

今城原村と云ふ、竹田の西北一里半、稻葉川の岸に在り、大字米納に城原八幡宮あり。○人類學會雜誌云、米納の紙漉場は近時之を發掘したるに、二人の尸たるべき骨を置かれ、種々の副葬物を見たりと。

城原（キバル）八幡宮（米納）

國志云、三宅郷城原、米納（ヨナヒ）村に在り、日本紀曰、景行天皇既に賊を稻葉川上に破り、復將に之を討たんとす、禰疑山に到り、賊前陣の如し、城原に返りて、而して水上にトすとは即ち此れなり、故に後人其地を呼んで宮園御所園と曰ふ、天安二年二月八幡大神あり之に降臨す、騎松林中の桂樹の上に在り、國司以聞し祠を建つ、大友氏此祠を修め、國中七祠の一となす、文祿三年中川氏封に就くの後、之を岡の總司に問ひ、遂に命して神を城西某山に移し、因て八幡山と呼ぶ、慶長元年、又神託に依り舊地に復す、木原八幡と稱し、大野直入兩郡の宗社たり。○按に豐後諸郡に八幡大神の別宮あるは、蓋宇佐御封の故地にして、弘安圖田帳に宇佐御神領千四百餘町を錄する者の内なり、然れども此城原は景行天皇の新蒋ありし處なれば、八幡別宮の起る以前既に名神の祠壇たりしや想ふべし、延喜式に載せざるは一時中衰したるならん、景行紀云、天皇返城原、而卜於水上、便勒兵擊賊（中略）初天皇將討賊、次于柏峽（カシハ）大野、其野有石、長六尺廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得滅土蜘蛛者、將蹶茲石如柏葉而擧焉、因蹶之、則如柏上於大虛、故號其石曰蹈石也、是時禱神、則志賀神、直入物部神、直入中臣神」と、一事を三樣に記し、卜於水上とあるも、有石祈之とあるも、是時禱三神とあるも、皆城原の祭祀に外ならず、志賀神は大野郡に志賀の地名存す、物部中臣の二神一書に久田見邑の中に在りと云ふ。

(柏峽)

(蹈石野)

風土記云、蹈石野（フミイシ）在柏原郷之中、同天皇欲誅土蜘蛛之賊、幸於柏峽大野、其野中有名、長六尺廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕將滅此賊者、當蹶茲石、譬如柏葉而擧焉、即蹶之、騰如柏葉、因曰蹈石野。

國志又云、用明紀二年、天皇有疾、（註豐國法師入內さ、元亨釋書曰く、豐國法師、失其名を錄く、其名豈に國を以て之を呼べるならん、善鄰錄に曰く、豐國は百濟の人なりと、豐日志に曰く、城原靈泉寺は豐國法師創むる所なりと、寺今は廢して唯其の址を存するのみ。

久住（クヂウ）

城原の西北一里、久住山の下なり、今久住村と曰ふ、慶長年中、細川家にて此地を賜りし初め、白丹の豪家を此に移し、阿蘇郡より大分郡に通する驛站を開く、城原より久住まて五里、久住より今市まて五里、今市より鶴崎まて七里。

白丹（シラニ）

今白丹村と曰ふ、久住の南西に接す、國志云、志賀武藏守親天、康應中城此、曰南山城、九世孫親孝、其子親守、天正十四年爲薩人所陷、慶長中、移白丹街爲久住驛。○豐後國志云、南山城主志賀六郎親直は、能登入道信寂の裔にて、岡の嫡流に對し、下志賀と稱したり、天正十六年廢家。

久住山（クヂウ）

(柧綱山)

(九重山)

又九重（クヂウ）山に作る、活火山なり、久住驛の西北二里、玖珠郡及小國谷（阿蘇郡）に跨る、祖母山阿蘇嶽と鼎立して雄を競ふ、標高一千八百六十米突、其北面は即筑後川の水源とす、又柧綱山と曰ふ、東濁の水を柧綱川と稱し、大分郡に入る、風土記云、大分川、此川之源出直入郡柧綱之峯、指東下流、又云、柧嶺峰、此峯頂火恒燎之、基有數川、名曰神河、亦有二湯河、流會神河。

柧綱山夕居る雲のうすらけば余は戀なむきみの目をほり（万葉）

四日禱雲惟、崇山發晴、唯九重山生白雲、飄々不斷、隨衛隨生、譬如雲出、是爲奇、其他四方山耳、數里行間之東蘇常煙、毎晨風、煙氣發拔、是以樹不能茂、阿蘇嶽山、突起千仞、其山腰焦煙溢、猛火自吐、日夜不絕。如續薪諱者、比之浮間之火。（有方錄、寬政八年）

國志云、柧綱山久住驛北に在り、嶽勢險阻の大岳にて、阿蘇山に似たり、噴火盛にあらざれども、山に登れば所々に硫黃の燃ゆるあり、其の名は、阿蘇に准して設けられ、二荒寺（ニカラテラ）と云ふ寺あり、其山神を平峯と名く。○地學雜誌云、久住山の中、星生山に硫黃噴氣孔あり、其噴氣孔の傍に生成する硫黃は、平均原鑛百分中四十八以上を含有し、明治廿六年の產額凡五十万斤の多きに達せり、地岩を拔くこと千五百米突以上なるを以て、冬間は積雪の爲に採を執ること能はず、此山谷を燃谷とは名づけたり。

三宅（ミヤケ）郷

和名抄、直入郡三宅郷。○今岡本村大字三宅（ミヤケ）存す、此郷は城原村、白丹村、久住村、宮處村、平田村、宇山（ウアヤマ）村等を總稱したる地、久住山の南にして、岡原直入二郷の北なり。○安閑紀云、置豐國𦿁碕屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉（取音讀）大拔屯倉、我鹿屯倉

(我鹿此云阿鹿)風土記解云、我鹿直倉、今在三宅郷阿鹿野。○按に和名抄直入郡三宅郷を重出し、風土記に比擬せば柏原球覃の二郷を脱漏したり、(高山寺本に、松納に作るは、朽網の誤のみ)

球覃郷 和名抄刊本に之を脱す、風土記に依り補す、又朽網に作る、景行紀には來田見邑と曰ふ、三宅郷と一嶺を隔て、大分川の水源なる山谷なり。今都野村、田北村、長湯村の三と爲る。風土記云、直入郡球覃郷、在郡北、此村有泉、纒向日代宮御宇天皇、行幸之時、奉膳之人、擬於御飲、令汲泉水、卽有蛇龗(謂於箇美)於茲天皇勅云、必將有臭、莫令汲用、因斯曰臭泉、因爲名、今謂球覃者訛也。(釋紀所引)

(臭泉)

來田見行宮址 景行天皇土蜘蛛征伐の時、速見邑より進軍し此に留車したまふ、紀「留于來田見邑、權興行宮居之、則採海石榴樹、作椎爲兵、其處曰海石榴市」と錄し、風土記には「宮處野、朽網郷所在之野、起宮室於此野、因名」と見ゆ、卽今の都野也。

(海石榴市)

宮處野 海石榴市に同じ。國志云、宮處野今稱宮園、後世嵯峨宮建焉、謂爲一字、而行宮址、在一頃閑地、有淸泉曰御供水。○都野は久住山の東麓にて、大分川の水源なり、竹田の北西四里とす、朽網山(卽久住山)の別峰、大船山黑嶽(標高千六百五十米突)等其西に聳ゆ。

(都野)(黑嶽)

碧雲寺 國志云、國藩祖公中川修理大夫秀成の祈所也、初公將に卒せんとす、遺骸を此にトす、而して經營未だ成らずして會ま卒す、其地を以て香華院となす、蓋文祿中朝鮮の役擒る所の寺僧に、額して碧雲寺と曰ふ、故に法護となす、且これを寺に掲げ、以て子孫に示すなり、高流院英雄院の二刹皆麓に在り、卽ち大船山の麓なり。國志又云、朽網郷市村に、古莊氏の山野城址あり。豐西要略云、建久中、大友能直下着豐後國、古庄重吉爲宰臣、能直父藤原親能、母者大江廣元之女也、能直實近藤左近將監能成兒也、幼時稱古莊左近將監。豐後遺事云、古莊氏は古莊重吉を祖とす、藤原秀郷五世孫にして、大友能直の傅たり、重吉十九世孫眞滿に至り謀叛、大友義鎭に誅せらる、其子鎭則、天正十四年薩人に下る。七里田は都野村大字有氏の地にして、鑛泉あり、碧雲寺も此地に屬す、炭酸泉あり地獄湯と稱し、無色無臭軟甘なり、溫百零七度、水田の間に涌出す、客舍十二戸あり、文祿中川侯此に別業を置き、浴場を創めしむ、此鑛泉の西久住山の半腹に炭酸泉あり、疝瘡湯と號し、溫百十四度、客舍の設なし。

(有氏)

湯原 今長湯村と改む、都野村の東南一里。鑛泉志云、湯原、炭酸泉二所あり、御前湯(溫百零九度)下湯(溫百零七度)幷に無色無臭酸鹹なり、客舍數戸あり、泉は溪流中に噴出し、涌騰太盛なり、岩畔に浴槽を設け、溪心に木筒を建て、筧を以て隴上の溫湯を導く。人類學會雜誌云、長湯村字桑畑に古墳あり、近時之を發く、二室相並び、大室は横九尺竪高四尺以上、其口邊に壺を置き、室中に七尸を安んず、髑髏骨節全存し、猪頭を口邊に置き整然仰臥す、副葬品其左右に在り、存する者鏃十三、小刀二、金銀銅鐶總べて七、玉大小種々十七、其他破片多し、小室は大室の右に在り、別に口あり、中に一尸を存す、抑此土室は頗狹隘なれど、髑髏の現存するは、考古家の最奇異とする所なりき云々。

田北 今下竹田村と改む、都野の東北に在りて、朽網郷の大村なり、阿南莊(大分郡)の南に接す、大友族に田北氏あり此に住したり。○豐薩軍記云、天正六年、日州高城河原の合戰に、大友勢敗れ、田北相模守鎭周戰死す、其後田北一黨の內、勘解由入道紹鐵謀叛の疑あり、大友義統之を伐つ、紹鐵熊群に栖籠る、大友家より鎭周子息彌十郎へ、田北跡式相續の書を賜りければ、紹鐵熊群を落ち、日田に赴き討死。圖田帳云、朽網郷四十町、田北村[illegible]云々、領家大宰府御神領、地頭朽網兵衞尉泰親法名宗心。

玖珠郡

玖珠郡 或は球珠郡に作る、豐後に管すと雖、久住伏隱嶺を隔て、其分水嶺以西に在り、日田郡と相屬して筑後川の上游を成す。山間の小郡にして、七村に分つ、郡衙を森に置く、面積三十七方里、人口三萬。和名抄、球珠郡久須と注し、三郷に分つ、風土記云、球珠郡、郷三所、里九、驛一所、昔者此村有洪樟樹、因曰球珠郡。○按に延喜式球珠傳馬五疋とあり、其驛名は直入と云ひ、太宰府より日田郡荒田石井を經て直入に到り、大分國府に向ふ、今の野上の邊に古驛址あらん、和名抄今已郷と云ふに當る歟。弘安圖田帳には球珠に作り、五郷三百八十町とす、近世は二萬九千石の田賦あり。

(珠珠郡)

玖珠川 久住山の北に發し、北流田野を經て、野上町田の二澗を併せ、帆足に至り鳴門川を併せ西折す、卽筑後川の源なり、郡內を流る、八里にして、日田郡に入る。

田野 今飯田村に屬す、久住山の北麓にして、筑後川の水源なり、山野曠遠、之を望めば田疇の井井たるに似たり、實は不毛の寒原にして、蓋火山の裾野なれば此狀相を呈するなり、古風土記に此地水田開發の遺跡と爲せど、附會の常談のみ、方二三里許、森村の南四里、千町無田の名あり。風土記云、田野此野廣大、土地沃腴、開墾之便無比、昔者郡內百姓居此野、多開水田、餘糧宿畝、大奢已富、作餠爲的、于時餠化白鳥、發而南飛、當年之間、百姓死

絕、水田不作、遂以荒廢、自後以降、不宜水田、今謂田野其緣也。○塵袋云、昔豐後の國球珠郡に廣き野ある所に、大分郡に住む人、其野に來りて家つくり、田つくりてすみけり、ありつきて家富み樂しかりけり、酒のみあそびけるに、とりあへず弓を射けるが、的のなかりけるにや、餅をくくりて的にして射けるほどに、其餅白き鳥になりて飛去りけり、其より後次第に衰へて、まどひうせにけり、あとは空き野になりたりけるを、天平年中に、速見郡に住みける訓邇と云ける人、さしもよくにきはひたりし所のあせにけるを、あたらしとや思ひけん、又此にわたりて田をつくりたりけるほどに、其苗皆枯れうせければ、驚きおそれて又もつくらずすてにけりと云あり、餅は福の源なれば、福神さりにける故に衰へけるにこそ。

(千町蕪田)

○國志云、千町蕪田（センチヤウムダ）は飯田鄕田野村に在り、風土記に此地荒蕪の事を錄す、又僧行譽の𡋽囊抄の中、亦此事を載す、今はただ荊棘繁りに長じて、萩卯の離々たるを見るのみ、又震動瀧（シンドウノタキ）田野に在り、飛流八十尋石に觸れて飛散し、六月なほ雪を飛ばし、聲數里に聞ゆ、懸崖直下、飛流四激、近つき觀ふを得ず、玖珠川の源なり。

(星生山)

○鑛泉志云、田野の南に星生山（ホシフ）（久住の一峰）あり、常に硫煙を噴き硫黃を産出す、其麓に硫黃泉出つ、無色奇臭を帶び、味稍澁斂なり、溫六十度、村落を距る一里餘、安政中より浴場を開き客舍を結搆す、又村中に鹽類泉あり、筌之口湯と稱す、溫百十三度、

湯坪（ユツボ）

(湧出山)

今飯田村の大字なり、田野の西一里、泉水山（センスキ）（久住山の一峰）涌出山（ワキデ）（標高千五百米突）の間なる谷にあり、鑛泉數所に涌出す。國志云、湯坪溫泉、湯色清白、只帶氣能療百疾耳、又有寒泉、其水極寒洌、若入浸足、滿身戰栗、其涌出如沸騰、俗呼曰水地獄。○鑛泉志云、湯坪村金剛石湯二所、客舍四戶あり、其一は鹽類泉、溫百四十度、其二は鹽類泉、溫百六十三度、白濁にして無臭無味なり、相傳ふ、長野莊清原豐後介正高の雜掌、天德年中浴槽を創む、湯坪村の稱之に起ると、筋湯（スヂ）は客舍十餘戶あり、万治年中より之を開く、三泉より涌出し七槽を設く、涌出最大なり、酸性泉にして溫百四十五度、泉色微濁にして、酸臭を帶ぶ、大嶽湯は金剛石の南三町に在り、鹽類泉、溫百八十五度、無色無臭、明治五年浴場を設けたり、大嶽湯の傍に地獄湯あり、浴用に供せず、村民冷泉と混和して、灌田の源池と爲す、其噴騰の凹池、周回百間。

飯田（ハンダ）

(惠良)

舊鄕名なり弘安圖田帳に見ゆ、今村名に轉す、田野、野上（ノガミ）、湯坪等之に屬す、東飯田は野上の北に接し、右田惠良（エラ）松木の三大字に分る、龍門川の谷なり、此飯田鄕は玖珠郡の東南の山谷を占め、面積最廣し。

地學雜誌云、飯田村玖珠川の枝流に烏貝石を出す、此枝流は北に向て流れ、其幅は八九尺に過ぎざれども、兩岸は廿間乃至卅間程の絕壁にして、延長殆十五丁斗り、地質は悉く白堊層にして、層の間には許多木葉の化石ありて、其形殆楢等に類す、又此層間に堅硬なる丸き石夾り居りて、鐵槌を以て之を打破れば、中には動物の化石あり、其形鳥類甲虫等なり。○圖田帳云、飯田鄕七十町、領家、本庄城興寺、新庄一乘寺、

飯田本名九町五段、新庄、豐前大炊四郎直重跡

美良津名九町、同前、

惠良村二十三町三段小、內、南村、長堤馬四郎家經、

　樫村、本庄、櫛尾十郎成資、

野上村十一町六段大、本庄、野上太郎貞直、右田四郎

　直時各分領、

樅藤名六町五段、新庄、松木三郎言光、

書曲村十町、新庄、豐前大炊助入道殿女子持明院別當

　後家跡、小田原彌次郎祖宗買得之由申之。

太宰府大鳥居文書、觀應元年社領、玖珠郡飯田鄕內、賀伊曲村田地拾町、古庄下野橘守跡。（賀伊曲は書曲に同し）

野上（ノガミ）

今飯田村の大字也、田野の北二里、森村の東南二里半、南由布村（速見郡）川西驛に通する山路あり。中世は本郡清氏の一黨野上氏の北に居る、野上文書云

肥前筑前兩國要害警固事、井豐後國中惡黨沙汰事、今年二月廿五日、守護所御書下知、此子細被載狀候、早且守狀旨、無左右不可棄件要害役所給候、仍爲其沙汰、景泰令下向候也、恐惶謹言、

應永九月卯月廿三日　　景泰（少貳）

野上太郎殿（貞直）

今己鄕（イマミ）

(荒田)

和名抄、玖珠郡今己鄕。○今己詳ならず、恐らくは誤りなるべし、風土記解、今己を古古（ココ）と訓し、古後（コゴ）村に充てたれど、今字を古に假れる例を知らず、且古後村は森村の北なる僻地にて、鄕名を起つべき者にあらず、今己は其正を知るべからずと雖、飯田村は必定此誤謬の鄕里に當ることし、又風土記に本郡驛壹所とありて、延喜式荒田（アラタ）驛は卽本郡の驛所なるべし、驛址疑ふらくは亦此誤謬の鄕に屬し、今の野上などに當ることし。

山田（ヤマダ）

(栗野)

舊鄕名なり、弘安圖田帳に見ゆ、中世和名抄の小田鄕永野鄕と混亂したる者ならん、今南山田村及び万年村なるべし、万年村に大字山田存す、飯田鄕の西なり、万年山鄕の西方に當ゆ。○圖田帳に「山田鄕八十町之內、領家本庄城興寺、新庄本家安嘉門院御跡」と錄し、其中なる

栗野名八町新庄　筑前國御家人原田七郎種秀

栗野山田廿九町　法津町一町

などあるは、今の南山田村なるべし、大字栗野（アハノ）存す。

矢野（ヤノ）

國志云、山田鄕井原に矢野久兼宅址あり、此地を矢野と稱す、矢野氏の址尚礎あり、久兼式は包に作る、延喜中の人なり、少納言清原正高の謫せられて此に來る

や、久兼妻すに其女を以てす、子政道を生む、長野助道は政道の子、豬鼻山に居る、長野太郎と稱す、通成は政道の子、助道の弟、山田次郎と稱す、次を飯田三郎通次、次を古後四郎通昌、季を野上五郎兼綱と曰ふ、五子各々其邑を冒し以て氏とす、其族直入郡内に蕃盛し、其裔今なほ多し。

町田(マチダ)　今南山田村と曰ふ、南に涌出山聳え、田野及び小國(肥後阿蘇郡)の山谷と相隣離し、西に万年山あり、此山中鑛泉多し、國志には町田山は黄金白銀を出せる所と錄す。○鑛泉志云、町田村鑛泉四所、杉井湯は鹽類泉、無色無臭、溫百廿七度、中尾湯亦同性、溫三十四度、旅舍數戶あり、寶泉寺湯亦同性、溫百五十二度、旅舍あり、串野湯亦同性、溫百二十七度、其他二三の低溫の涌泉あり、町田の村落より南一里半原湯あり、亦鹽類泉にして、溫百十一度と云ふ。

万年山(マンネンヤマ)

森村の南二里に在り、玖珠川の一支源町田(マチダ)川其東北を繞る、今山北の諸村山田、大隈、小田等を合併して万年村と曰ふ、斷株(キリカブ)山は万年山の前嶺なり。○國志云、万年山山極めて高大、西日田に跨る、其周囘八里餘、四面峻岸削も截るが如し、其上平衍一里餘、池あり滿溢魚多し、而して猪鹿山を掩ふ、山上泉あり清洌試むべし、山中洞穴多し、其數四十餘、常に雲霧を吐呑す、其中腹北に向へる處に一窟あり、廣さ方五六尺、常に風を生ず、近けば則ち夏日なほ寒粟す、其下一窟あり、徑三尺許、內稍廣く、而して深さ測るべからず ○地學雜誌云、玖珠郡森村万年村の邊は安山岩臺の地にして、其四近低窪の地を圍繞せる山岳は、皆其生因を之に歸すべきものなり、其山頂偏平なる萬年山の如き其適例なり、當初岩漿の噴流せるものが、冷なる地盤に觸れて收縮し、板狀又は柱狀の節理を現出して、山腹に絕壁をなすは、小鹿眉山を以て其一斑を見るに足る、万年山頂は標高一千百餘米突。

小田郷(オダ)

(山階)

和名抄、球珠郡小田郷。○今万年村、山田村にして中世山田郷を分ち、今万年村に大字小田存す。○豐田帳に、山田郷八田町の中、

山階村貳拾五町參段　本庄拾貳町、新庄拾參町參段、
　地頭御家人、小田左衞門尉正成法名道西、横尾十郎成資跡、
魚返村拾肆町六段三百二十四步　新庄、魚返次郎通秀
同三郎通綱同彌六通直跡、同五郎政綱小次郎通成各
　分領不分明、
同村內戶幡蒿蒲迫五町四段三十六步　新庄、肥前國御
　家人平田部鑾王丸、

戶幡は今の北山田村大字戶畑に同し、山階(ヤマシナ)魚返(ウヲガヘシ)は万年村にあたるごとし。

角木坂(カクキ)

(魚返瀧)

國志云、角木坂小田村に在り、其山兩崖磴道の如く、皆角石方八九寸、長さ丈餘、長短齊一ならず、其形恰も方柱を横積せるが如し、翻包坂は角木阪の南十丁、万年山下にあり、岩石峙々、恰も翻包を積みたるが如し、石皆圓くして而て長し、天陰の日石濕へば、則ち其液鹹味ありと云。○魚返(ウヲガヘシ)瀧は小田村玖珠に在り、川此に至り直下三四丈、瀧崖廣五十丈、霹靂の聲山谷を震ふ、森村の西南一里半。

永野郷(ナガノ)

(長野)

和名抄、球珠郡永野郷。○今森村、八幡村郡の西北部なり、中世帆足郷古後(コゴ)郷を分ち、永野を長野と改めたり、弘安豐田帳に長野庄七十町不明と錄す、清原助道長野郷岡に館して長野殿と稱す、玖珠清家の嫡流にして、子孫帆足とも稱したり。

豐後遺事云、寬平中清原正高流竄の時、當郡の郡領矢野久兼其女を以て之に妻し、長野庄に居館せしむ、其子正道仍て此に留る、正道の長子助道、本郷帆足を食し、長野氏と云、帆足氏の祖なり、次子道成山田郷を食し、山田氏とす、古後平井小田魚返氏の祖たり、三子通次飯田郷に居り、飯田氏と稱し、其兵野上桜木森田氏の祖たり、子孫繁盛、豐の名族たりき。

帆足(ホアシ)

(日出生)

今森村の大字にして、森城址の南一里に在り、本郷名にして森四近の地是なり、豐田帳に「帆足郷八十町、本家安嘉門院御領、

大隈村三十町　地頭御家人大友兵庫入道殿
久富名十七町六段　帆足六郎兵衞尉通員
森村十二町四段　森三郎朝通
片平田村七町　片平田清六通直
岩屋村十三町　岩屋六郎貞信」

この大隈は今万年村へ入り、岩屋は今森村の大字岩室にあたる。

帆足余一三郎通俊申、蒙古合戰由事、爲相越子細、來月拾日以前可被參向博多、仍執達如件
弘安八年三月二十日　沙彌花押(大友貞親)
　野上太郎殿(野上文書)

帆足氏は角埋(ツノムレ)日出生(ヒヂフ)を要害としたり、角埋は即森城なり、日出生は森の北一里にして、嶺北に在り、豐前驛館川の源にあたる。國志云、天正十四年、薩將新納忠元玖珠郡に入る、日出生角埋二城降伏せず、乃ち精銳をして之を攻めしむ、帆足鑑直之を聞き、其妻古後氏をして城を守らしめ、且兵を小松野に伏せ、郎子姪等と精騎を率ひて急に之を伐つ、兵薩軍の不意に出で、大に之を敗る、古後氏は容色閑雅、頗る武略あり、薩軍の來襲するや、自ら甲を擐し兵を麾き、以て出で戰ひ大に功あり、當時之を夫人與媛と呼ぶ。○按に史徵墨寶考證、木屋行實軍忠狀を引き、延元元年大友近江次郎貞順玖珠城に據り、足利氏の兵を拒ぎ、二年大友式部大輔貞世新田卓師と、宇佐より筑前に入る、當時大友氏宮方は貞順貞世二人なり、征西宮懷良親王肥前國府へ出御、九月一日より出陣、本

月の間に肥豐筑六國を定め、薩州を震動し、九州殆統一に歸す、行實軍忠狀曰「去九月一日小城城攻合戰抽軍忠訖、爲御對治豐後國凶徒、同十月二日御發向日田之間、令御共、玖珠、由布、狹間、國府、大神以下於處々御陣、致宿直、豐前國宇佐、城井、至筑前國植木、博多、令御共訖」云々、この玖珠の城寨は蓋帆足なるべし。

森（モリ）

今森村と曰ふ、角埋（ツノムレ）（又角牟禮）を舊城名とす、帆足氏の故地にして、近世は來島氏の邑なり、今戸數五百、本郡の治所とす、大分を去る十五里、頭成港を去る十里。

角牟禮（ツノムレ）城址

又森と曰ふ、慶長六年、來島右衛門佐康親入部して寨と爲す、封士萬二千石、故に城主格に非ず。○國志云、森城は弘安中森三郎清原朝通此に居れり、應永以降大友氏に服事す、永祿中大友氏支城となす、天文中森氏亦此に居る、天正中薩兵之れを襲ふ、然れども克たずして去る、若宮八幡宮、森村平原にあり、寬元三年帆足十郎清原廣通の創する所なり、帆足氏之を鎭祭し、修理營造、越智康親慶長移封の後、以て封内宗廟となす。○豐後遺事云、久留島康親、慶長六年玖珠日田速見三郡の内、租額一萬四千石に封ぜられ、伊豫來島よりうつり、營を津野牟禮山下に築き焉に居る、其提所を安樂寺と曰ふ、寬政年中城西山上に三島神祠を建立し、頗る宏壯とす、森は玖珠郡の中央に在り、群山環繞、地勢閑靜、而して風俗雄勁、人質壯佚、往々人才を出せり。

含鮮山（ガンセンザン）

國志云、含鮮山、森營の東に在り、幾峯百疊藏るが如し、其側に又山あり相對たり、呼ぶに大小含鮮を以てす、一眺に佇立して遠望すれば、峯巒の下白色の光を發し粉墻の如し、廣約そ一丈高三丈許、觀者以て名くるなし、想ふに是れ石液の滴る處、鍾乳石乳の類ならん歟。○含鮮は土俗岩扇に作る、山東に龍門瀧日出生瀧あり。

古後（コゴ）

舊郷名なり、弘安圖田帳に見ゆ、「古後郷八拾町、本家安嘉門院御領、地頭古後左衛門尉通重」一說和名抄の今己郷即此處とも云ふ、今古後の大字は八幡（ヤハタ）村に存す、帆足の西にして日田郡に至る。

集古文書、足利直冬下文、

　下　野上但馬權守資親、

可令早領知、玖珠郡帆足六郎左衛門入道跡、田地拾五町、同郡綾垣名綾垣播磨允同左衛門尉跡、田地伍町、地頭職事、（中略）觀應二年十一月廿日

この綾垣（アヤガキ）は今八幡村の大字たり。

(綾垣)

戸畑（トハタ）

今北山田村と曰ふ、森の西二里、豆田の東四里山間なり。○地學雜志云、玖珠郡戸畑飯田より化石出づ、本郡は盆狀に凹み、第三紀層の累積より成りて、多くの淡水魚類の化石又は木葉を埋藏せり、其地勢より考ふるに、恰も往時一の小湖水を成せしもの〻如く、硅藻土あり、玖珠郡地方にては之を研磨材とし、或は米穀に混合して食することありと云ふ。

　玖珠道上作、　　　　淡窓

小春時候正安閒、故友逢迎好解顔、波影清澄珠在水、雲容粧點寶爲山、（寶山在玖珠村多岐治）秋收後、市有魚蝦冬至間、一路自將詩思慮、征衣不覺擧成斑、

大内氏實錄云、明應七年十一月、大内勢、右田右馬助弘量及び末武左衛門大夫長安等を豐後に遣し、日田玖珠二郡を撃つ、七日玖珠郡青内山に戰ふ利あらず、弘量戰死し、長安は數創を被れり、（古文書、系圖。東寺過去帳に「於九州、大内合戰小貳大友以下牢人合戰、死亡數百人」裏に「明應七年、牢人衆せめ返て、及度々合戰、兩方死亡數百人、大内方及數千」云々とあり）又天文三年三月大内勢玖珠郡に攻め、小牟田朗城に放火す。（古文書）

日田郡

(日高部)

日田郡（ヒダ）

古書或は日高に作る、玖珠と一境を成して其西に接す、即筑後川の上流なり。其南部小國郷の地は、古來肥後阿蘇郡に屬す、又北嶺英彥山の下なる寶珠山も、近世筑前の所管に歸す。今二町十八村に分ち、郡衙を豆田に置く、面積三十五方里、人口六萬五千、山中の地なれど、肥饒にして人物亦多しと稱す。

和名抄、日高郡比多と訓し、其六郷を海部郡に係く、而も國府郡の諸郷を本郡に係けたり、錯誤を致す。○延喜式、日田に作る。風土記云、日田郡、郷伍所、里一十四、驛壹所、昔者纒向日代宮御宇、大足彥天皇、征伐玖磨噌唹（ヒサツ）、凱旋之時、發筑後國生葉行宮、幸於此郡、有神名曰久津媛、化而爲人、參迎辨申消息、因斯曰久津媛郡、今曰日田郡訛也。○弘安圖田帳、日田郡五百六十町と錄し、近世は三萬二千石の地たり、古風土記に日田は久津の訛と曰ふ、日左津を如何にしてか、日田と轉訛せん、疑ふらくは附會の說のみ、日田は東國にも飛驒ありて、地勢相類す、相因る所あるにや。○國造本紀に比多國あり、曰く「志賀高穴穗朝（成務）御世、葛城國造同祖、止波足尼定賜國造」と、當時の比多國は日田玖珠二郡をすべたるならん。

圖田帳に日田庄五百町とあるは、日田郡内を總べし者（大肥庄を除く）とす、其中

本庄四百五十町、二條轄入道殿、地頭日田彌三郎永基法名永基、

宇佐宮領竹田別府二十二町云々、宇佐宮領由布石井今泉二十二町、領家冷泉大納言家御領、同彌勒寺領得善名六町、寺家別當。

三隈川（ミクマ）

風土記に謂ふ所の日田川なり、小國郷阿蘇の外山

山の間、玖珠の水北流して、杖立に至り一束に歸す、杖立川の名あり、水源より凡六里、本郡に入り津江川を併せ、三芳村に至り玖珠川と相會し、三隈川と稱す、漸く西折し日田町を過ぎ、中分して日隈山を挾み、花月川を容れ、復一に歸し、筑前筑後の間なる平野を横貫し下流と爲る、筑後川又千年川の名あり、阿蘇の水源より國界夜明村に至る凡十四里、玖珠の源より測れば凡十六里。風土記云、石井郷中有河、曰阿蘇川、其源出肥後國阿蘇郡少國之峯、流到此郷、即通玖珠川、會爲一川、名曰日田川、年魚多在、流過筑前筑後等國、入於西海。

刃連郷（ユケヒ）

和名抄、日高郡刃連郷。○和名抄日高の六郷を海部郡に係く、今之を正す、此郷は風土記靭編郷に當る、風土記云、郡之南東三隈川、東有村、曰刃連、按刃連與靭編國音倶同、而和名抄作刃連、亦誤、蓋靭之省文作刃也、後世割此郷、置五馬莊。

靭編（ユケヒ）

刃連の舊號なり、今馬原村・中川村・五馬村是なり、風土記云「靭編郷、在郡東南、昔者纒向檜代宮御宇、天國排開廣庭天皇之世、日下部君等之祖、邑阿自仕奉靭部、其邑阿自久住於此村、造宅居之、因斯曰靭負村、後改曰靭編、郷中有川、曰玖珠川、其源從玖珠郡東南山出、流到石井郷、通阿蘇川、會爲一川、今謂日田川、負是也」と、此靭編は姓氏錄未定雜姓中に見ゆる字にして、靭負に同じ、而て本文に邑阿自と云ふ、津々日ふに同し、和名抄之を刃連に作るは、即靭編連の謂にして、訓じて由氣比といふべし。

天ケ瀬（アマガセ）

今中川村大字湯山に屬す、玖珠川の一灘にして、溫泉涌出す、豆田の東南二里。○一書云、天瀬溫泉、溫百四十五度、玖珠川の畔なる湯底より涌出す、又河中に噴騰する者は、錯を以て竹筧に導き、池中に注ぐ、其對岸大字櫻竹（サクラダケ）にも鹽類泉あり、溫百五十八度、此二所客は數戸あり、來浴する者年々數千人、風土記に謂ふ所の五馬山溫湯是也。

五馬山（イツマ）

今五馬村中川村の山谷を謂ふならん、古風土記に見ゆ、曰、五馬山、昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛、因曰五馬山、飛鳥淨御原御宇天皇御世、戊寅年、大有地震、山岡裂崩、此山一峽崩落、溫泉處々而出、湯氣熾熱、炊飯早熟、但其一處湯、其穴似井口、穴上徑無知淺、水色如紺、常不流、聞人之聲驚慍、騰泥一丈餘許、今謂慍湯是也。○按に、今の五馬村には溫泉なし、後世涌出を休止して、其跡を失ふ者歟、天瀬溫泉を五馬山中なれど、混土を噴出せず、五馬村大字出口（イダクチ）あり、舊涌出口の謂にあらずや、出口は豆田の南三里、小國（ヲクニ）阿蘇に通する小驛なり、小國の杖立溫泉の北一里とす。

（泥湯址）

津江（ツエ）

舊莊名なり、本郡の西南部にして、矢部、筑後菊池、肥後小國の山嶺を以て相表裏し、小國鄕と相接す、(小國津江一境の地なれども小國は古來肥後に屬す)今上津江、中津江、前津江、大山の四村に分つ、東西三里南北六里、其の鄕名詳ならず、蓋石井郷の附庸なりしにや。○中世津江氏之に居る、南北亂の比、矢部の官軍津江山に入り、日田を制したり、津江氏後大友家に臣事し、天正中絕家す。○豐後遺事云、天正六年、耳川合戰の退口にあたり、津江城主津江鑑盛戰死、津江氏は南北二家あり、信兼等ケ嶺に居る、之を口津江とす、其弟信成栃原に居る、之を奧津江とす、奧津江の祀を絕つ、何の時に在るを知らず、信兼の後十一世の孫を鑑盛とす、近年大野村老松祠の神像を覗るに、文中二年秋九月と題せり、南帝の年號を奉ず。栃原（トチバル）今中津江村と曰ふ、大野今前津江村と曰ふ、津江氏は長谷部姓とぞ、其矢部菊池と相界する一系の連嶺は峻絕高大、約一千米突なり、檜現嶽、三國山、兵戶山、木蘇山等を其最とす。

（栃原）

大山（オホヤマ）

津江莊の北、鳥栖山の下、三隈川の畔なる村名なり、豆田の南三里、大山川は三隈川の一名なり。

石井郷（イシヰ）

和名抄、日高郡石井郷。○今五和村を包む、三隈川の南岸なり。高瀬村も之に屬すべし、郡の西偏にして、國府に通ずる路頭に當る、延喜式に石井驛をありて、太宰府より豐後の初驛なり、筑前國把伎（ハキ）驛より此に至る凡三里。風土記云、日田郡石井郷、在郡南、昔者此村有土蜘蛛之堡、不用土、築以石、故名、國志云、石井村有石井神社、寶日田國造比□、初在田島、寬平二年、國司大藏永弘移于此、安元二年、大藏永英再修云。宇佐大鏡云、日田郡

三尾田六町　竹田村十五町　田島別符三町六反

今泉一町　石井別符

件五箇所者、太宰府□□之地也、而以去長元九年、府檜檢非違使早部□行、申請府下文、令開發居住、殖立桑菓、後□行死去之後、女子□□子、以天喜二年、令進上大府之間、相傳宇佐宮領、肥前國藤津郡□垣二箇所、中臣□者。

高瀬（タカセ）

五和（ゴワ）村石井の東に接する一村にして、隈町の南岸に當る、國志云、五條殿、在石井鄕高瀬村、永正中、矢部邑主五條兵部少輔清原鑑量、來築構焉、普門寺有鎭西王墓者、按鎭西王者、懷良親王也、親王甞于肥之八代、里人口碑可存。○按に日田津江山は矢部山菊池山に連り、南北朝の亂に官軍の出入せし衝路なり、清原氏菊池氏が親王を奉じて此地に至れること想ふべし、國志に普門寺鎭西王墓と云ふ者は、懷良親王にあらずして、他の官軍奉戴の王子の御墓たるも知るべからず、尙考察を要す。

日田郷（ヒダ）

和名抄、日高郡日田郷。○今隈（クマ）町、三芳（ミヨシ）村是なり、石井刃連二郷の北なり、弘安圖田帳に日田庄地頭職日田彌三郎永基と錄したり、正慶亂離志にも日田氏見ゆ、尙日田氏の事は有田（アリタ）大藏城址に詳にす。○田島の大原神社は、大藏永興貞觀年中の建立とぞ、初

め求來（クグリ）里に在り、元和二年田島に移し、日田一郡の總祠と爲す、田島求來里今井に三芳村の大字なり。

大原　　廣瀨　淡窓

鬼杖何邊去、東原古帝宮、清泉涌澎湃、幽樹鬱青葱、祭祀當秋半、笙歌祈歲豐、游人紛相逐、奇技各成叢、綵綺粧龍虎、塗泥塑孩童、穿花透狹穿、蹈紙度虛空、昔予惟幾日、嬉戲必此中、衰老厭喧鬧、偶來情不同、淺秋悲易起、懷舊感難窮、佇立與誰語、古松鳴脚風、

日隈城址（ヒノクマノシロ）

國志云、日隈山一名鵜翁山、聳壁崎嶇、孤立水中、勝景冠一郡、豐西記曰、初山上有寺、曰眞光、文祿三年、豐太閤使宮木長次郎、爲日田郡令、移寺山下、始築城焉、慶長元年、毛利伊勢守高政、封于佐伯、攝治日田玖珠兩郡、乃增修日隈城、寬永中荒廢。

鵜山　　廣瀨　淡窓

龜山苑在水中央、傳是毛公古戰場、當歲繁華空一夢、蘆花亂發月蒼々、

國志又引豐西記云、斯國鴻荒之世、衆山環四面、中有大湖、瀾十餘頃、百注湊焉、洋々水漲、有大蛇、翱翔湖上、儼然地震鳴動、白日如晦、西崖崩裂、水傾潟竭、更作平野、所餘三岡、鼎立水痕、唯留一帶川、其南岡名日隈、西名月隈、北名川隈、川名三隈、國名日田。○豐陽詩史云、隈川源流二派、南爲大山川、東爲玖珠川、大山川發九重之西南、北流至隈、與玖珠合而爲一、玖珠發九重之西北、集平家之諸壑、西北行餘、至平川、更西至隈、與大山合、平川上流有瀑布、號鳴門、高數丈、素平鋪、頗爲奇觀、大山流急、而玖珠較緩、二水合爲隈川、隈川中流有日隈山、稱龜山、三山鼎峙、風景特佳、水瀦三面、分流而環廻、龜山至關村三十里許、兩岸如峽、激湍奮勵、而下舟行之疾、目眩膽悸、有千里江陵一日還之概、五岳詩所云「孤城辭白帝、長風下黃牛」者是也、關村以西爲筑後川、即九州第一之大江也。

隈（クマ）（竹田）

今隈町と云ふ、又竹田（タケダ）と云ふ、豆田の南に接し小市街なり、戸數五百、三隈川に臨む、文祿三年、豐臣氏大友の封國を收め、諸侯を分封し、餘地に代官を命じ之を治せしむ、當時宮木某治所を此に相し、城寨を起し、市街を開き隈と稱す、後毛利高政の兼攝と爲り、慶長庚子の亂に、毛利氏並に大友の遺臣起りて西軍に應ず、其兵隈城に據る、黑田氏の將栗山大膳利安來討し之を降す。

圖田帳云、日田庄内字佐宮領竹田別府貳拾貳町、領家淸水谷大納言家御跡、地頭豐前大友助入道殿女子、持明院別當入道後家跡、小田原又次郎景泰、同五郎景郷、買得之由申之。

豆田（マメダ）

今豆田町と云ふ、隈町の北數町、花月川に跨る、戸數五百、日田の郡治にして、大分を去る二十里、久留米を去る十里、一名永山（ナガヤマ）と曰ふ。

永山城址（ナガヤマ）

豐後遺事云、小川壹岐守光氏、慶長六年、租額二万石を賜り、月隈山に城き、城下を丸山町と稱す、元和二年、石川忠總六万石を以て本城に封せられ、永山城豆田町と改號す、寬永十年、忠總總州佐倉城へ轉封せられ、江戸幕府代官來り治す、豐前宇佐郡龍王七万石を兼管し、西國郡代又は日田代官と稱し、永山を陣屋とす、天和二年、松平大和守直矩此に封せられしかば、又永山城を增築し、且藩士の邸宅を造る、土木大半落成す、七月直矩羽州山形に轉封せられ、代官再び置かる、豆田町は中城と分ち、隈町は竹田町と分割して別村となる、王政復古の際、薩藩兵を發して日田に入り、永山布政所を收む。○文政天保の比、日田の人廣瀨求馬と云ふ者あり、學を好み詩に長ず、生徒の來從する者多し、遂に塾舍を開き咸宜園と曰ふ、生徒益進み、毎年新進のもの百人許とす、其人に教ふる偏固に陷らず、務めて其材を達せしむ、安政中歳七十にして歿す、諱は建、號淡窓と曰ふ、弟旭莊、孫林外、養子青村、皆文名あり、及門の弟子數千、其時學を馳せしもの、梅外、五岳、橘門等あり、蓋鎭西近代の大詩宗なり。

客踪　　鐵兜

遠思樓中停客踪、筑山西更指雲峯、踈燈細話明朝別、聽盡秋濤一夜松、

訪廣瀨廉卿　　山陽

咿唔聲遶柴園、村落新開松竹間、斗折蛇行臨筑水、竹批馬耳見豐山、羨君白首此中住、憐我靑鞋何日閑、且喜一尊共醒醉、細論詩律互相刪、

日理郷（ワタリ）

和名抄、日高郡日理郷。○今豆町及び光岡（テリオカ）村、朝日村是なり、渡里（ワタリ）の大字は光岡に屬す、在田郷の西南、日田郷の北、夜開郷の東とす、花月川の左右に跨る。

友田（トモダ）

今光岡村と改む、花月川、三隈川此地にて相會す。

國志云、岳林寺は渡理郷友田村に在り、元德中、郡司大藏永貞勅を奉じ一伽藍を構へ、明極俊禪師を請ふて祖とす、元弘元年國宣あり、松嶋山岳林永昌寺と曰ふ、康永三年永貞の子永敏、三佛像を造りて之を安ず。

在田郷（アリタ）

和名抄、日高郡在田郷。○今東有田村、西有田村、花月（ハナツキ）村、小野村等是なり、郡の東北にして、玖珠郡界に接す、北に英彦（エイヒコサン）山蟠踞し、山勢雄奇なり。花月川は英彦の山中に發し、南流小野村花月村を經て、漸く西に折れ、友田に至り三隈川に會す、長五里許。

大藏城址（オホクラ）（花月川）

國志云、在田郷に在り、今城内と曰ふ、大藏永弘始館し、子孫二十餘世此に居る。紹運錄曰、大納言從二位大藏卿鈴鹿王子、曰中井王云々、豐日志曰「正八位上中井王、大同中爲豐後介、承和中任已滿、猶不還、其子永弘、以[illegible]、授日田郡擬大領、王父鈴鹿王、爲大藏卿、因以爲姓」建久五年、其裔永秀筑後國地頭職となる、永基は文永十一年蒙古襲來の時力戰して功あり、

國て國東郡岐部を賜る、其子永資以安貞年功あり、筑前國三奈木莊を賜ふ、大藏永英に至り遂に亡ぶ、實に文安元年なり、是に於て大友永世日田氏を冒して、郡司職を繼ぐ、大友家衆を按ずるに、永世を氏世に作る、氏時の孫子なり、大友氏常は日田六郎と稱す、文明中の人、後又親武と改む、海東諸國記曰「今辛卯年、豐州日田守護親常、遣使來朝」とあり、後大友氏親ら管治し、子弟を置かず、永興寺は、建久三年、大藏永季建立の大悲閣なり。豐後遺事云、大藏永季身長七尺、膂力絶倫なり、延久三年、始て相撲の節會に召されて、出雲國の猛士小冠者と云ふ者に勝てり、永季の曾孫永秀、源氏に黨し、建久五年源右府書を與て之を賞し、日田の郡司は故の如く雅て筑後の生葉郡地頭とす。○按に、日田の大藏氏を、筑前秋月原田の大藏氏と同姓と云ふは疑はし、然れども別に證據を見ねば、舊說に從ふべし。

夜開郷(ヨアケ) 和名抄、日高郡夜開郷(刊本開誤闇)○今夜明村、大肥村、寶珠山村(ハウシヤマ)是なり、日理郷の西にして、筑前朝倉郡に接す、北は英彦山の西嶺に至る、夜明川は英彦の南澗を源とし、其五里、夜明驛に於て三隈川に入る、此驛は豆田の西一里半、更に一里半にして筑前杷木驛に至る。○風土記云、日田郡鏡坂、在郡西、昔者纒向日代宮御宇天皇、登此坂上、御覽國形、即勅曰、此國地形、似鏡面哉、因曰鏡坂、斯其證也。

(明夜)

夜明關雜人　　廣瀨　林外
欲識消魂處、鶏聲古關霜、雲山千万里、何時夜相遇、
擧手向青月、是君西歸路、

大肥(オホヒ) 今針ノ内と合同し、大鶴村と改む、夜明驛の北にして、英彦山の山中に在り、弘安圖田帳に大肥莊見ゆ、六十町、領家安樂寺別當御房、地頭上野國御家人、大窪四郎賴胤跡と注す。相撲大全云、日田太夫大藏永季は、膂力絶倫、鬼太夫と稱す、初め延久中相撲の節會に徵に應じて上洛す、途次筑前太宰府に至り、天滿宮に詣りて曰く、今回の相撲に勝利を得せしめば、日田郡の大肥莊を寄進し、其地に老松明神を祭らんと、京師に至り勝を得たり、永季乃ち歸國し、其大肥莊を寄進し、老松明神を祀る、子孫相繼ぎ力士と爲り、十七世永英に至る。○豐後遺事云、手取與二與三は兄弟にして、大肥莊鶴川内鬼田の人なり、源秀朝に事ふ、保元物語に其名數所に見ゆ、又「爲朝のむねと賴まれし、鬼田の與三も今は討たれにければ」と見えたり。

寶珠山(ハウシ) 夜明驛の北、溪谷を上る二里半なる村名なり。近世は筑前國の所屬なり、今朝倉郡に屬す、上方に岩尾山あり、英彦山の西嶺にして、別に一峰を成す。

筑前續風土記云、寶珠山村より一里谷の頭に、岩屋山あり、三社大權現の祠あり、村俗之を岩山の權現と曰ふ、山中羚羊稀に出つ、此村の下に大行事の社あり、此村の產神也、其社の前にて寶珠山の川、鼓の川一つに落合はせて、夜明村に流れ入、川上に纔か瀬有、大石有て其内釜の形の如く大にして、其深さはかり難し、凡此村は深山の内にて、谷の長さ凡三里餘、山の形他所にかはりてうるはし、地勢日田に近接す、鼓は寶珠山の枝村なり、鼓と寶珠山との間岩多く聳て、作りなせるごとく、觀賞するに堪たり、鼓瀧とて有り。○筑前國志略云、岩屋三社の拜殿に寶珠石あり、其周五間高四尺斗あり、其上を苔もて厚く覆へり、社傳に、當山の開基は彥山同時にして、善正の弟子善思、此岩屋を開き、寶泉山大智院と號すと云、神庫に宋版の大般若經あり、卷末ごとに「奉施入、筑前州寶珠山岩屋大權現寶殿、願主閑珠寺住持、比丘師門宗本、應永三十年癸卯歳月十三日」と識せり、其本宮村して今僅に殘れり、其内寺院三十の末に寶永大夫朱文濟と云ふ者、平江路磧砂延聖寺に大德五年九月捨入する由記せり、閑珠寺は此村の字に存り、文字によて考ふれば、此社を司さりし坊舍なるべし、鏡口一つあり、永享二年三月吉日藤原朝安と彫たり、凡此寺内すべて岩山にて、其形容奇絕なる事、惜き岸邊の山水を見るかが如し、國中に比類なし、他州にも又稀なるべし、山際なれば遊觀する人少し、寶地につきて識かざる人なし。

豐前國

豐前國(ブゼン) 九州の東北部にして、英彦山(ヒコサン)及び由布嶽の東北の地なり、周防灘及び豐後灘に面し、諸水皆之に歸す、田川郡は水系を異にするも之に屬す。今一國百三十餘方里、六郡に分ち、宇佐下毛(シモケ)の二郡は大分縣治にして、餘は福岡の所管なり。然れども其上毛(カミケ)を大分に屬せしめずして、之を築城に合同し、改號築上郡(ツイキ)と爲したるは、甚不當の行政區畫なり。

豐前國、和名抄、止與久爾乃美知乃久知と訓す、人丸集の古歌にはブゼニと訓せり、大豐後と共に豐國(トヨクニ)と云ふ、文武の朝に分置せられ二州と爲る。按に、豐前の西部は、卽古の豐國の本據にして、其東は宇佐國の舊領あり。○本州は鎌倉の府の初め、宇都宮信房を守護とし、城井郷に居くと云ふ、然れども振はず、大友氏屢豐の所職を兼ねたり、後少貳氏筑前より豐前守護を兼ねたりとぞ。文永弘安以後は、筑前探題あり、北條氏の子弟之に任補せられ、門司の要害を守る、其邑址は田川に在り。建武中足利尊氏の兵を擧ぐるや、城井冬綱(信房五世孫)之に應じ守護を賜ふ、豐國正平中、官軍菊池氏兵を以て本州に

臨み、新田義基を馬嶽に置き之を鎭せしむ。天授の初め大内義弘官軍を擊破し、九州を平定す、本州是より大内の附庸たり。大内義隆の滅亡に及び、大友義鎭來り代ち城井氏を降し長野氏を逐ふ、毛利氏之と爭ひ、連年兵解けず、以て豐太閤の西征に至る。

豐前國志（渡邊氏）云、豐前國 惣高二十七万三千石、是は細川家の引渡高と云ふ、其譯田川四万六千五百石、企玖四万二千六百石、京都三万千二百石、仲津三万六千二百石、築城二万二百石、上毛三万六百石、下毛四万三千二百石、宇佐七万五千九百石。

雨夜觀海火　　達帆

島樹暗濛迷咫尺、風檣[illegible]々、豐海周洋望不分、
上闌下闌雨蕭々、忽見一火現滄頭、轉瞬散爲幾千百、
觸々有聲復無聲、乍近乍遠[illegible]復隻、亂似群螢飛似星、
光射海面狂瀾赤、中有隆々高冲天、煥然不消是鬼伯、
須臾天曉波亦平、分散點々沈遙碧、要將奇語破鬼膽、
汀禽啼去蘆花白、

宇佐郡

宇佐郡

豐前の東端、北は海に瀕し、緣岸平衍なり、南部は驛館川の上游にして、山中別に一境を開く。要するに驛館の水系に成れる一地境として、亦皆北流し、郡界稍整正なり。今面積二十七方里、人口七万七千、二十七村に分れ、郡衙は四日市に在り。鐵道は小倉行橋より來り、海岸に沿ふて四日市宇佐に至る、其宇佐以南、豐前大分に至る者は未だ成らず。

宇佐郡は和名抄十鄕に分つ、（今按に現宇佐郡の西境、麻生村長峯村等は、下毛郡の麻生鄕穴山鄕の地かと疑は

(宇沙國)

る）八幡大神靈驗を示せる所にして、卽宇佐宮の號あり。又上古には宇沙國の目あり、（宇佐又菟狹宇沙に作る）神武帝の時宇沙都比古を以て國造に任せらる、（國造本紀、高魂尊孫宇佐都彥命云）當時指す所は下毛上毛二郡の地をも併せて、宇佐國と稱せるごとし。

神代紀に三女神の降臨の地を「葦原中國之宇佐島」と云ふ、宇佐島は此にあらず、本書尙「今在北海道中」と述べ、又「以三神令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中云々」とあれば、宇佐島とは宗像の島を指す、卽其古號のみ。近世此宇佐島を宇佐郡に引きあて、宇佐八幡の比賣大神は三女神なりと論ずる者あり、之に雷同して、更に葦原中國は豐前の舊稱ならんと云ふ者あるに至る、無稽も甚し。

宇佐　(月瀬川)

今宇佐町と云ふ、豐州鐵道東端の驛なり、驛館川の東、御許山の北麓に在り、海濱を距る一里半許。月瀬川在り、此川は（一に驛館川に作り又寄藻とも御物とも唱ふ）御許山の南に發し、山麓を西より迂廻して、宇佐の邑里に入り、（神宮は其南に位置す）更に東北に流れ、向野川を容れ、和間濱に於て海灣に歸す。

海の原浪路へだつる宇佐のみや深き誓は世々にかはらじ（夫木）　後京極攝政

西遊雜記云、宇佐は世に知る靈地なれど、案外に善からぬ僻境にて、御社のある所は窪みたる平地故、風景更になく、面白からぬ所なり、社堂はよき普請にて、小社小堂數多あり、境内もひろ〳〵とせし事ながら、千歲もふる所とは見えず。筑紫紀行云、宇佐は神領にて、俗人家千軒とはいへど、三四百軒にはすぎじと見ゆ、町の長さ三丁計り、町を行貫して、東の方に銅の鳥居あり、鳥居の内に月瀬川に異橋をわたせり。○豐前國志云、宇佐八幡宮の宮所を小倉山と云ふ、高十二丈、周三百九十步、水流れて島の如し、故に宇佐島と稱せり、西より北には寄藻川と呼び、南より東には御物川と呼ぶ、此川を限りて社境を定められ、五町計あり、烏丸光廣卿の歌に、

淺瀬川月は南による藻川淸き流を渡る宮人）

宇佐八幡宮　(寄藻川)

宇佐村の南に在り、今官幣大社宇佐宮と曰ふ、八幡大神を祭る、配祀及び攝末數殿あり。○豐前國志云、八幡神は欽明朝に菱形池邊に顯はれ給ふ、是より先下毛郡野中の鄕に於て、宇佐公池守と云ふ人に神告あり、又宇佐郡神山にて異瑞を示し給ひ、或は同郡馬城峰に奇光を顯はし、終に神靈八幡大神と顯はれます、今第一殿は八幡大神を祭る、第二殿は比賣大神、第三殿は大帶姬廟、龜山殿は西の大門外に在り、瀛津姬以下の三女神を祭る、若宮殿は龜山殿の西に在り、大神の御子を祭る、天長元年始て祝奉ると。

○神祇志料云、宇佐宮は廣幡八幡大神及び比賣神（后神）を祭り、其大帶姬神は息長足姬命を祭る、合せて之を八幡三所と云ふ、（續日本紀、宇佐託宣集、三代實錄、左經記等）昔馬城峰頂なる三大石を以て神體を爲す、馬城は一名御許山と云ふ、（宇佐託宣集、八幡愚童訓）

按、八幡宇佐宮の神名は、正史に見えざれば、詳に知り難きを、後世の書なべては八幡は應神天皇にて、比賣神は宗像三女神なりと云へど、宇佐託宣集に引る國崎緣起、香椎宮記及び神祇志等を合考ふるに、恐らくは彥火火出見尊豐玉媛を祀れるが如し、

今其神殿は峰の西北菱形山（一名小倉）に在りて、南に向へり、（豐國紀行）比賣社中間にあり、宇佐宮其西に在り、大帶姬神其東に在り、西を第一殿、中を第二殿、東を第三殿とす、（宇佐託宣集、八幡本記）三座並に鵲枕を以て靈形となし奉る（宇佐雜徵）傳へ云ふ、初欽明天皇の御世、菱形池に神異の翁あり、大神比義に託りて、「我は譽田天皇廣幡八幡麿也、我名を護國靈驗威力神

「遍大自在王菩薩」と云を稱へ給ひき、(按に大菩薩と云ふは、續紀に見えず、大同二年に始見す、欽明の朝云々とあるはいふへし、且比義の子春を和銅年中の人とすれば、比義は欽明朝の人に非ず、妄誕疑を俟たずして明也)故此後比義久く此大菩薩を祝ひ、常時神殿なしと雖、其御山に向て幣帛を捧る時は、猶神託を承る事を得たり、比義は自ら當神となりて、種々の靈瑞を示し、辛島勝乙目等と共に祝として仕奉りき、和銅五年、始て鷹居瀬宮を建て、後小山田社に遷し奉り、養老四年、大神諸男始て薦形池の薦を苅て御枕(長一尺徑三寸)を造り、之を神輿に載せて御體に准へ、隼人の兵亂にあたり、靈驗を示し給ふ、(宇佐託宣集)聖武天皇神龜四年、神宮を菱形山に遷り、因て名けて廣幡八幡大神宮と云、(諸社根元記)一說、神龜元年神宮を小倉山に建てたりと、天平三年、大神朝臣田麿が言に依て、官幣に預り、十二年軍事を以て勅使を遣し、神寶及び封廿戸を奉り、(東大寺要錄、引弘仁十二年官符)十三年、秘錦冠一頭、及び封戸並に馬五匹を捧け、十七年、阿倍朝臣蟲麿をして幣帛を奉らしむ、(續日本紀)十八年、御疾を祈るに驗あり、即三位に叙し、封四百戸水田二十町を奉る、又東大寺の佛を造る事を神に祈り、黃金を求め給ふ時に、神託して曰く、黃金方に此土に出なむ、使を唐土に遣すを勿れ、後陸奥黃金を獻ずるに及て、其金百二十兩を大社に奉る、(弘仁十二年官符)孝謙天皇勝寶元年大神々輿を乘れ京に至り、東大寺の佛を拜み給ふ、大神に一品、比咩神に二品を授く、先に奉る所の封戸水田に增加へて、大神に封八百戸位田八十町、比賣神に封六百戸位田六十町を寄し、(續日本紀、新抄格勅符)後神宮に從て、常神田の外皆之を朝廷に返し奉りしを、大炊天皇寶字八年に至て、又二十五烟を奉り給ひき、(續日本紀)同稱德天皇景雲三年七月、天皇僧道鏡を寵み坐て、皇位を讓給はむとせし時、和氣朝臣淸麿に詔して、神命を承はしむ、淸麿神宮に詣り、神寶を捧て祈り奉りて、今大神の敎給はむ所は、朝廷の大事に坐せば、神異を示し給へと申す時に、大神大に感應を垂し給ひて、人に託りて宣給はく「我國天地の始より、君と臣との道定りて、臣を君と爲る事なし、天日嗣は必皇孫命を立奉れ、道鏡暴惡の悖れる心をもて、天位を望むと甚恐し、早く其を掃除けよ、汝其怨を勿懼れぞ、吾必救給はむ」と詔ひき、故歸りて具に奏し奉りしかば、即其事遂に寤たりき、其它神異甚多し、(續日本紀、日本後紀、宇佐託宣集)光仁天皇天應中に至て、護國靈驗威力神通大菩薩の神號を奉り、(弘仁十二年官符)嵯峨天皇弘仁十四年、詔して大神及比咩大神に准へて、新に大帶姫神社を造らしむ、凡三所として仕奉る事此に始まる、(宇佐託宣集)

按、大帶姫神を廟と申す事は、香椎廟を移奉れる故なる可し、さて此廟を移せるは、此御世のほどより八幡神を應神天皇と申說の、やゝに行はれ來つるに合せて、此神をも然らでは、理に合はざるを以て、本宮造立より九十六年を隔てゝ、例の神官に託して、始めて廟を移せしものと聞ゆ、又按、八幡大神を應神天皇と申奉る事は、かの大神比義が偽言に出たる故にか、正史に其事なきを、天應中に至て大菩薩の號あるは、比義が言を信給へるなり、さて私に天皇を祭れりと云ふ說のやゝに行はれつるより、弘仁中に神託ありとて、大帶姫廟を建しかど、猶公けざまには然申さざりけむを、貞觀の宣命に御廟と申せるは、陰に應神天皇なりと云ふ意を含て申奉るに似たり、かくて思ふに、是より先き武內宿禰の裔なる行敎が、石淸水宮を創めたるに合せて、其祖先の仕奉れる社に附會して、比義が說を寶にせしより、朝廷にも自らうけひき給ひて、かく申けんも其故也、猶附て考に備ふ、

初め稱德中、此神を崇奉りしより世世に幣を獻り給ひ、世毎に必ず一代一度の大神寶使を遣し、(類聚國史、西宮記、江家次第)三年毎に使を立て幣を捧く、三十年毎に太宰府をして神宮を改造り、(西宮記)國家大事には使を遣して之を告げしめ、(類聚國史、日本紀略)伊勢大神宮と竝べ奉りて、二所宗廟と稱奉れり、(神皇正統記大意)凡宇佐宮、毎年八月十四日十五日放生會を行ふ、養老四年に始る、(政事要略、宇佐託宣集)又行幸會あり、六年に一度之を行ふ、七月初午日を以て御殿神寶を奉る、其儀祝禰宜及び神人等、薦形池に至り御杖人に薦を刈しめ、之を輿に載せ下宮に至る、下宮は前御寶殿也、時に神官祓を行ひ、薦を以て本社神前の壇上に安置奉り、鵜羽屋を作る、且新舍を設け御枕を造る所なり、其枕成りて正殿に納奉る、其舊御枕は西戸より下宮に渡し、下宮の御驗は黃輿に載せて、奈多宮(豐後國東郡)に渡し奉る、(宇佐託宣集)

○宇佐宮の神體の事、宮寺造營日記曰、黃金御體と申すは、聖武天皇の御宇、御託宣に從ひ、奧州より黃金を貢進しければ、其上分を三所御體として御殿納在之、此御體を御帳の御褥と申云々、壽永の兵亂に、國人曰杵築方の徒、宇佐の神寶を盜む、社司之を訴ふ、(東鑑、宇佐託宣集)朝廷公卿に下して之を議せしむ、右大臣兼實奏して曰、宇佐宮御體御枕は黃金の香爐筥に納む、當正の時は唯其筥を彌勒寺に納奉ると云り、崇重の趣殆御體に准り、仍ては宗廟の靈寶は猶宗家の神璽の如し、新に亦及び香爐を造るべし、唯其香爐箱の形狀知り難ければ、黃金の寸法に依て、先新器を造り、幸便に納あらるべき也、乃使を宇佐に遣して之を奉付せしむ、(玉海、百練抄)

凡其神官大少宮司あり、禰宜神主祝あり、(弘仁十二年官符)弘仁中、大神朝臣宇佐公二氏を以て宮司とすべく定

め給ひしより、後又此制を改むる事なし〔類聚國史、宇佐託宣集、延喜式〕凡大宮司世毎に一度馬城峰に登て石體を拜奉るを恒例とす、〔八幡本紀〕若宮大神、若姫大神二座今井に宇佐宮域に在り、〔八幡本紀〕天慶二年、若宮若姫始て官幣に預る。〔朝野群載、西宮記〕

今按に、宇佐八幡大神は聖武孝謙の朝より大に著れ、遂に國家の宗祀と爲る、其應神帝を祭ると云は、山城名勝志等に舊記を引證して之を疑へり、近年栗田氏の神祇志料、八幡神考に至り益論辯する所あり。山城名勝志云、宇佐比賣神は石清水末社記に「海童大女にて神武天皇の御母なり、玉依姫と申し、吾神(八幡神)に誓約あり、御顯現の後御同宿、又若宮は龍宮(海童大女)の御腹にて御童形なり」、阿蘇大權現根本記に「八幡宮宣く、我母龍宮に約束をなし給ひ、日向國に入向給て龍女を奉娶給ふ、其時生給ふ子を若宮四所と申」云々。此に據るも大神は應神天皇にあらずして、鸕草葺不合尊もしくは彦火火出見尊たること想ふべし、尚大隅國正八幡宮を參照せば了了たり。抑此神の經紀に始見するは、天平九年にして、「遣使於伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香椎宮、奉幣以告新羅無禮之狀」とあり、次に十三年「奉八幡神宮秘錦冠一頭、金字最勝王經法華經各一部、度者十八人、封戸馬五疋、又令造三重塔一區、賽宿禱也」と見ゆ、後紀に至り大同四年「封越前國氣比神、豐前國八幡大菩薩宮司等、遷替之日、責國司與解由」と錄し、菩薩の號を加ふ、蓋當時の俗神佛に託して妖言多し、和氣清麿の宇佐託宣は實に其絕大非常の例を示したり、即清麿傳に、「寶龜元年、清麿爲豐前守、先是宇佐八幡宮司等、應託神語、造爲妖言、清麿與太宰府監主典各一人卜部三人、詰神宮灼龜、卜神語實否」とあるにて其景情を察すべし。抑此八幡神の神威の始て顯れたるは、養老年中の隼人討伐の日に在り、天平年中に至り屢神教を以て朝廷を動かし奉り、初めて國家の大祀と爲る、然れども八幡神は日本紀古事記に之を載せず、全く古史上の關係を離れたる者に似たり、故に護國靈驗云々の大菩薩號を以て宣布せらるゝ次第と爲る、謂ゆる氏神祖神產土神の類にあらずと想像せられしを知る、然れども、初め此八幡神は隼人亂につれ、大隅に傳へる彦火々出見尊の神德に基きて化現せる者なれば、到底護國靈驗云々の大菩薩と相調和し難き性質あり、此に於て万有靈驗の大菩薩も、再び轉換して譽田天皇てふ史上關係、人格景仰を求め、やがて祖神の性質を回復したる也、本邦の神道の特性、亦此に存す。

欽明天皇卅二年之比、八幡大明神顯於筑紫矣、豐前國宇佐郡厩峰菱瀉池之間、有鍛冶翁、甚奇異也、因之大神比義絕穀三年籠居、即捧御幣祈言、若汝神者、我前可顯、即現三歲少兒、以竹託宣云、我是日本人皇第十六代譽田天皇、廣田八幡麻呂也、我曰護國靈驗威身神大自在菩薩、國々所々垂跡、於神明初顯坐耳、一云、八幡大菩薩初顯豐前國宇佐郡馬城峰、其後移於菱形小倉山、今宇佐宮是也〔扶桑略記所引宇佐緣起〕

豐前國志云、八幡の名義詳ならず、諸社根元記に神社考に、八流の幡の說あれど信けがたし、今たしかには定めがたけれど、試にいはゞ、大神誕生の時「白海神之宮、獻御初衣、其形八足白幡、磯祿八枚、其長八尺等」と云ふ事緣起に見えたり、此の八足白幡と云ふに因るには非るか。○八幡神考云、託宣集に曰へる樣は「金刺宮御宇二十九年戊子、筑紫豐前國宇佐郡菱形池邊、小倉山之麓、有鍛冶之翁、帶奇異之瑞、爲一身現八頭、大神比義聞根本云、誰之成變乎、君之所爲歟、忽化金色鷹、飛來宮訣上、發知神變可利人中、然間比義斷五穀、經三年之後、同天皇三十二年辛卯、二月十日癸卯、捧幣傾首申、若於爲神者、可顯我前、即現三歲少兒、於竹葉上宣、

　辛國(大隅)の城に始て、八流の幡を天降して、吾は日本の神と成れり云々、我は是日本人皇十六代譽田天皇、廣幡八幡麻呂也、我名をば護國靈驗威力神通大自在王菩薩と曰ふ、國々所々に垂跡して神道に留る者、

と、また「國々靈行、處々靈瑞、或依託宣之文、或依比義之言、知往々之跡、造所々之社而已」とみえたり、若しまことに此言の如くならば、八幡神の大神比義に託給へるにはあらで、却て大神比義が八幡神に託けて、世を欺きたる事こそあなれ、其は託宣と比義が言に依て、一神の靈跡を知り、所々の社を造れり」と云ふ事の疑はしきのみにもあらず、大自在王菩薩など云號の當昔(欽明天皇御世)あるべき謂ならんやは、〔東大寺要錄に引る、弘仁十二年八月十五日官符に「天應之初、計畫神願、更上尊號曰、護國靈驗威力神通大菩薩、延曆二年云々、加號曰護國靈驗威力神通大自在王菩薩」とあるをも思ふべし、この頃に至り僧徒の私にものせるものなるべし、又同官符に「件大菩薩、是亦太上天皇御靈也」とみゆ、いつれも疑はしき文なり〕、されば貞觀の頃より、宇佐大神を應神天皇に引まがへてより、宇佐の神主も男山の法印も、主とこの神は應神帝なる趣を、傳說ともを雜へて混はしつれど、八幡神は住吉神の御子なりといひ、或は彦波瀲尊の皇子の如くにも聞え、前後矛盾て、乃の障礙を避ることあたはず、是に於て「此八幡者住吉爲父、香椎爲母」とも「又此八幡者日本爲父」といひ「箇門者我伯母也」と云へるを、一々に古書に徵して攻擊る時は、遂に彦火々出見の御事業に歸着ることゝはなりにたり、抑この宇佐大神は、日本書紀を始め歷史ともに、應神天皇にかけて申し奉れる證はなきに、朝廷の待遇は天祖天照大御神につぎていと嚴かにものし給ひ、其神封も九國に遍く、伊勢太神宮と同く二所宗廟と稱へ奉るは、おぼろげの事にはあるべからず、貞觀中新羅賊船の事につきて、伊勢石清水(男山)宇佐等へ奉幣ありし時の宣命に、宇佐八幡に告奉る文には

「畏き大神宮は我朝の宗廟と御座て」とみえ、又伊勢大神宮の告文にも「皇太神は我朝の太祖」と同じさまに稱へ奉れるを以て、二所宗廟と申せる故よしも明らめられ、大神宮をば太祖と稱へ、（石清水宮を大祖とあるは同じ言なれども大と太と異同あるにや）宇佐の宮をば顯祖と申せるも、いさゝか差別あるが如くに聞ゆれば、ますく八幡大神の彦火々出見尊にますべき事をさとり、また天祖より遠に世の數へたゝり玉へる、應神天皇を殊にとりわけて大祖顯祖など申すべき理由なき事をも明らめ奉るべきなり云々。

又釋紀に、彦火々出見尊が海神國に獲たまふ所の潮滿瓊潮涸瓊を述べ、「元暦之頃、宇佐宮注文、滿瓊涸瓊在當宮」と曰へり、是は神功皇后如意寶珠を海中に得たまふと云ふに附會して、二珠は宇佐宮に在りと主張するに似たれど、必しも然らず、宇佐宮の比賣神は豐玉姫なれば、海神國の二珠の此に傳はれるも、其由來を想ふべし。又宇佐宮の比咩神は湍津姫なりと云說は、神代紀に「湍津姫等の三女神は葦原中國の宇佐島に降居ます」と云ふに因れり、然れども宇佐島は古事記に參考すれば、胸形に在りて、此宇佐にはあらず。比賣神を三女神と云ふ說は、早く八幡本紀に見ゆ、後世の諸家之に就き異同の論あれど、本社別に三女神を祭る所あれば、決して三座の中殿を（比賣神）三女神と爲すべからず。又之を應神帝の后妃に擬するは、最も證なし。彼若宮（ワカミヤ）の如きも應神帝の諸王子に擬せらる、託宣集已に其說を述ぶれど、貞觀十八年の解文によれば、仁德帝等の四所とは爲し難し、

八幡宇佐宮御託宣集云、若宮四所權現者、若宮若姫、宇禮（ウレ）久禮（クレ）兩所之御名也、又云若宮四所權現者、應神天皇之男女、皇子若宮者仁德天皇、今宮宇治皇子、宇禮久禮者姉妹也。

若宮社祝大神朝臣種麻呂、弟助雄等解、申奉顯若宮祝

（若宮四所社）

記文事、

右形小椋（チクラ）小宮西方隣神坐一前

右神、以去天長元年、藏鍛母酒井小門主女就神餘、經七箇年而間、父從八位下大神朝臣貞守之宅、前門主女託宣、吾是彦宮西方荒垣之外隣居神、爲打隼人兵、大菩薩行幸給時、吾伴將軍而奉仕、彼隼人等打、還坐之時、大菩薩之給從將軍器仗、皆授吾給了、然茲爲後後、爲吾身勞、件外門爲立、其安領兵也者、隨神教命、以去仁壽二年十一月秋祭之後、託宣顯開、每年得實、因茲造宮記事狀、爲後世、注顯記文中、

貞觀十八年十一月日。

宇佐大鏡云、御封田千四百十戶、內八百十戶鋒給已大神分、六百戶、二季祭料、留比咩神分、所謂三國七郡御封是也、卽有十箇鄕三箇庄、

豐前國宇佐郡封戶鄕、向野鄕、辛島鄕、鄕內有高家葛原、

豐後國崎郡來繩鄕、安岐鄕、武藏鄕、同國緖方庄、

豐前國下毛郡大家鄕、野仲鄕、同國上毛郡（本書鄕名を缺けり、本封壹佰烟蓋二鄕の地とす）

日向國臼杵庄、宮崎庄

又本御庄十七箇所、

豐前國新開庄、角田庄、津隈庄、貴庄、到津庄、勾金庄

豐後國田染庄、石垣庄、

筑前國嶋別庄、椿庄、　筑後國小家庄、守部庄、小河庄、

肥前國米多庄、赤自庄、大楊庄、大町庄、

件十七箇所、或御位田百卅町、御供田十二町、天平勝寶年中奉寄、或御油料庄等也、抑根本者散在諸郡之間、國使入部檢田之時、以公田稱御封田、以御封田號公田之故、且公損且神事懈怠之故、以散在御封、令相博國領荒野、差四至各所、爲一箇神領也、

又國々散在常見名田、

豐前國上毛郡、田數三百餘町之外、濱田村傳廿町、多布原畠地五十町、但國平不輸之時、官符無指子、起請田百四十六町二反、用作二反、

同下毛郡田數……、起請田百七十七町四反、用作二町、

同宇佐郡田數二百餘町、

同企救郡田數……、起請田四百八十二町九反、

同仲津郡仲西鄕、仲東鄕、仲北鄕、

同規矩郡田數……、起請田八十四町九反、

同京都郡田數……、起請田八十六町五反、

同田河郡田數……、起請田八十八町六反、

右常見名田者、多分者治開田也、又甲乙領主奉寄、少々有之、於半不輸之地、每年入物國檢田使、號起請田、六百五十丁者官物、丁別准絹二疋、餘田官物准絹八疋、靜一國庫之外、一切停止他役、但勤仕神役、爲當宮御收殿造營之間、當國常見名田等、永爲不輸之神領、可被造進一院之由、經年之日、以安元元年閏九月、依請被下院廳御下文畢、

又

豐前國平田別符、同江島別符、長野庄、太宰帥貴仲、同國司被寄附、

豐後國朝見鄕、來田原別符、國司時光被寄附、

同國大田原別符、櫛來別符、勾別符、寬治年中、太宰帥伊房被施入

などありて、豐前後に七所、筑前に四所、肥前に十二所、筑後に五所、肥後に二所、日向に

起請田玖佰貳拾伍町奉寄、拾代、[illegible]杵宮崎御封田、長井淨免、上宮及收納使分、名田六箇所

と錄し、其末尾に述べて曰く、

件庄別符等、於御封田者、以天平年中奉寄內也、其外本者國領荒野空閑之地也、而以天平勝寶年中、自公

家所被貢進當宮、當國封民三百三十人、永承年中以後、代々國司等、依雖立入見民者宛國役、古荒野空閑之地、限四至許陌、被奉寄神領之間、封郡司等、招寄隣國他國之人等、堀動岩石、伐掃荊棘、開作田作、於所當地利者、毎年以宮使遂檢田、任見作之定、運上社家、經神用之處、遼遠之間、撿田使之入勘、依有其煩、大宮司公順之任、定起請田、町別所當四石、見米二石、[illegible]色二疋、所辨濟也、抑嘉保年中、國司紀佐親、費新[illegible]之官符、可停隣役神領等之由、於府庭致沙汰之日、其時帥大納言俄薨卒之間、佐親鬱[illegible]、(中略)以保延年中、國司高階朝臣通憲、擬令停廢之時、政所惣撿校其輔宿禰以下神官等、令參洛、經對決、任勘狀理、被停止彼妨之後、所猶勿論不輸之神領也、

この大鏡は神領目錄にして、鎌倉武家開立の後、建久頃の勸造と見ゆ、當時の富有を知るに足る、但し八幡の供僧坊彌勒寺の寺領は此目錄に漏るるごとし、豐後日向大隅薩摩の四國圖田帳に參考せば、寺社領の猶多かりしを知る、且此四國の外にも、諸州郡に別宮封邑ありし也

豐後國志云、宇佐宮の神封神田の多かりしは、續日本紀を初めとして、宇佐大鏡にも見ゆ、御封田三國七郡三簡庄十箇所を本として、後世増加ありし由明白とす、弘安八年豐後國圖田帳に見ゆるは、彼國のみにて、宇佐宮御神領千四百餘町、由原宮御神領二百四十六町餘、彌勒寺領九十三町と注す、由原は宇佐の別宮にして、彌勒は供僧なり、後世兵亂に神領亡ぶ、宇佐の大宮司今は兩家有り、宮成・到津二氏同姓にして、宇佐津彦命を元祖とす、子孫相繼て宇佐公たり、宇佐公手人、始て大宮司に任す、是時初めて田心姫湍津姫市杵島姫三神を齋れり、手人の子押領使宇佐公池守の時に、八幡大神始て神と顯れ給ひぬ、此後相續て大宮に任じ、今に至て絕えず、又大神氏は祝職にして、比義を以て元祖とす、社人は三等あり、上祠官、中陣分、下神人是也、古は社家三百五十四人、寺家五十餘人、都合四百餘人、怠りなく祭禮を奉仕せり、天正以來甚衰極れるを、正保年中、將軍家光公一千石の神領寄附ありしより、神人二ッなき理なれば、漸歳日々に衰なり、一說に到津氏は永祿より天正迄八幡宮企救郡到津(イタツ)に遷座の時より付奉り、後此に來住すと、(今到津宮成の兩家は華族男爵たり)

源平盛衰記云、壽永二年九月、主上以下平家一門と、宇佐大宮司公通が館に入せ給ひ、神前へは神寶神馬を奉り、社頭には月卿雲客、廻廊には五位六位の官人、庭上には四國鎮西の兵共、甲冑弓箭を帶して雲霞の如く並居たり、ふりにしあけの玉垣再びかざるとぞ見えし、七日參籠の夜半計に、宗盛かくぞ思ひ續ける「思ひかね心つくしにいのれども宇佐にはものもいはれざりけり」。〇又國志云、宇佐宮大友家より放火の事は、兩豐記に曰く、大友義鎮は當王の本陣より、宇佐宮大宮司へ使を以て軍役相勤べき旨を云送りけれども、曾て承引せず、剰へ近隣の一揆原を催し、二三千人計り合戰の用意と聞しかば、さらば討手を差向べしと、田原吉鬧を大將として、豐後勢三千餘人、永祿四年七月廿日午刻、宇佐に押寄ければ、大宮司しが館を捨て、社頭を差て引込み、大[illegible]を擁担を柵として防戰す、大友勢聞お大宮司が館に火を放ては、千軒万屋燒立られ、火八方へ散亂して、[illegible]社寶塔一字も殘らず燒亡ぶ、神宮社僧は皆々[illegible]り、神輿を守護し奉り、西豐前におきぬ、暫く鎮座の所を到津と稱ふ、其後大友義統の代となり、天正十一年、上宮を造營し、神輿再び宇佐へ遷座し奉りぬ、

菱形(ヒシカタ)池　宇佐神宮境内に在り、國志云、菱形池は中島に室あり、康和年中、太宰大貳大江匡房卿の創建なれば、大貳堂と云ふ、其願文に「八幡三所大菩薩者、日域之宗廟、海内之鎮守也云々」。筑紫紀行云、宇佐の宮川の呉(クレ)橋渡り南行せば、彌勒寺(草堂)本地佛を安置し、傍に藥師堂鐘樓あり、塀を登り南門より入、拜殿をすぎ、御前八幡宮おはします、かくて北の方の塀を下れば、菱形池とて長さ一町計濶三十間計の池あり、中に小島あまたあり、島より島へ一ッの石して橋をかけたり。

彌勒(ミロク)寺址　宇佐神宮境内に在り、此寺聖武皇帝の勅建にして、天平十三年の納經造塔に起り、神護景雲元年更に神宮寺と號し、四年を限り、造功を畢らしめたまふ、爾後西海道第一の官寺にして、太宰府の觀音寺と相比したり、其事諸書に散見す、中にも三代格、天平勝寶元年六月、太政官符曰、豐前國八幡神戸人、出家毎年一人、宜令得度、入彼國彌勒寺、天長七年七月太政官符曰、八幡別當觀音寺講師光豐、彌勒寺講師光惠等、護宗廟鎮社稷、大神之威無二、助神護持寺、大慈之德最一、是以聖朝建立彌勒寺云々。〇八幡宮の盛なりし比、彌勒寺のみにあらず、僧坊數多ありて、後冷泉天皇の勅願蓮臺(レンダイ)寺は太宰帥源資通の造立なり、其廢址小倉山の東二町許、火尾山に在り(豐前國志)〇元亨釋書云、弘仁五年、[illegible]詣宇佐八幡神宮、講法華、神託曰、不受法味、久歷歲年、今[illegible]言、何以報德、我有法衣、願表轉達、乃啓寶殿、捧出紫衣二領、奉[illegible]和尚、詣神立誓、故開此講也。

宇佐の宮我立杣の聲をもはぐくむ神の末ぞ嬉しき(拾玉集)

豐前志云、彌勒寺は[illegible]記に宇佐郡矢羽田(ヤハタ)大神寺と同異如何、此寺往し寛永の頃、颶風に吹き倒されて、方今はなし、緣起云、神龜二年乙丑正月、菱形宮之東方日足(ヒアシ)林西方被造寺、奉安佛像、號彌勒寺禪院、初之別當法蓮和尚也(法蓮の事は和尚山の條に云はむとす)又同宮之辰巳之方、南無江林、被造御室、奉安本尊、號藥師勝恩寺、天平十年戊寅從日足南無江林、移來建立之、今彌勒寺金堂是也、後紀云、天長七歲、太政官符、應[illegible]神封仕丁、

苑八幡宮神宮寺、彌勒寺、續後紀云、天長十年、預太宰府、得度一切經、安置彌勒寺、大宇會內にいふ、宇佐の町より東に呉橋川を渡りて、二王門あり、(是れ彌勒寺の門也)これを入りて右の方に彌勒寺の金堂あり、南向にて眞言宗たり云々。

古殿夜深佛燈青、欲滅未滅小於螢、碩鼠跳梁如狎羅、
陵廟懷千層落、須臾中峰狂風生、岸頭老杉裂有聲、
萬壑夜應朝神所、雲車隔雲佩玉鳴、倒塔壞屋搖傑々、
雷轟如活萬壑坼、詞露漸空高沒人、異求見石闕合、

旭窓

菱形山（小倉山）　神宮の邊に三峰あり、龜山、火尾山、西山と云ふ、三山菱の形の如くに峙つ、其中間に池あり、菱形の池と云ふ、又特に神宮の境内を小倉山と云ふ。

豐前志曰、元享釋書に「豐前州宇佐郡、昔也菱形池畔民家見」云々、又宇佐宮記に「三山之間、有自然池、隨山名曰菱形池」云々、八幡本紀に「菱形池は龜山の下、北の方にあたれり、此の池多くは田となりて、纔に其の半を殘せり、神皇正統記に、肥後國菱形池とあるは誤なり」としるせり、又小倉山とは大神の鎭りませる地なり、造宮日記「正長元年、大内氏參宮、宇豆高山とは、小倉山を申すとかや、今の上宮是れなり」、云々、元慶二年、日本紀竟宴歌に、得譽田天皇、右大臣藤朝臣歌、

比志加多の烏具良の山ははるけきを君を護るにかけもはなれず、

大神巡幸八箇の社とは鷹居瀨(上田村)郡瀨(樋田村)泉社(辛島村鷹井とも云ふ)乙咩(乙妻村)大根川(大根川村)妻垣(妻垣村)小山田(小向野)及び田笛(速見郡犬田村)とす、六年に一度つゝ之を巡幸したまふ。

大樂寺　宇佐に在り、元亨年中大宮司公連創建す、當時の證文猶存す、豐前善鳴錄云、釋道密、一名光仙、元亨中遊化竹斯、詣宇佐祠、時司官公連於上、新建醫王山大樂寺、延密爲開山、建武元年官符に

大樂寺敷地、月瀨北畔乙松名內北、限東遺道、限南河、限西彌勒寺領、限北田

とありて、勅願所に准せしめらる。

小山田神社（小向野）　宇佐大神巡幸八所の隨一にして、今宇佐町の大字小向野に在り。傳說に大神宇佐に鎭座のはじめに方り、靈龜二年に至り、神託によりて小山田に神殿を造りて移し奉れり、(鷹居瀨社より)養老三年に、大隅日向の隼人等叛亂の聞えあるによりて、勅使を八幡宮に遣して祈り申されしに、我行いて之をまつろはしめんとの御託ありければ、豐前守宇努首神輿に御驗(神體に准へて御驗と云りしなり)をませ奉りて、之を征討したりとなん、大隅日向の國より歸り給ひしかば、神戸五烟をさゝげて神威の効驗ありし事を朝廷に奏聞し、神龜二年正月に、小山田より神輿をうつし祭禮を行ひ、御戸代田二町七段を進む。(託宣集)

菟狹川　驛館川の舊名なり、景行紀云「鼻垂妄假名號、山谷響聚、屯結於菟狹川上、其所據要害之地、故領各爲一處之長」と、これは當時龍王谷の酋長を指せるにて、謂ゆる土蜘蛛なり、然れども必しも土窟の中に栖止したりと想ふべからず。○豐前志云、正安三年、刑部大輔範成の參宮日記に「著宇佐川驛館」云々とあれば、此頃まで尚菟狹川の名の行はれしを知る。

足一騰宮址　今詳ならず、國志に、一柱騰宮址は、宇佐宮の呉橋を架せる川上に在りて、柱礎の石蹤存すと曰へり、而て書紀通證には「一柱騰宮、蓋騰階而升之宮殿也、今宇佐神宮西、有驛館川、其水源、大石窟穴者多、傳云此其宮址」と述べたり。豐前志云、近頃宇佐宮從徴を見るに「宇佐宮より一里餘西南に當りて、川にそひて拜田村といふあり、川より五六町許隔りたる處に、小高き松原あり、南北に通ひし大道の跡存り、其處を村人は塔の山足上とも云へり、塔山は本山、足上は一段下の岩あるか、又此の間に土用窟ありと云ひて、四土用に言ひ習は通し、物乞へる盲僧あり、其の籠する窟の中に神國上宮と云へることあり」と論せるは少し聞ゆれど、確には定め難し、扨此の宮の名義を、記傳に「宮の一方は宇沙川の岸なる山へ片かけて構へ、今一方は流れの中に大なる柱を、唯一つ建て支へたる構なるべし、阿賀云ふ故は、宮の御床は、山の片岸の上に構へたるに、彼の一方を支たる柱は、川中より立ちたる故に、其の方より望めば、高く騰て見ゆればなり」と云はれたり、騰雲に一足あがる程なる、甚卑き行宮なるよし云へれど、然ては足一騰とは云ひ難く、且强しげなる說なりかし。

神武紀云、天皇、行至筑紫國菟狹(菟狹者地名也、此云宇佐)時有菟狹國造祖、號曰菟狹津彦、菟狹津媛、乃於菟狹川上、造一柱騰宮、而奉饗焉、(一柱騰宮、此云阿斯毘苔徒鞅餓離能宮)是時勅、以菟狹津媛、賜妻之於侍臣天種子命、天種子命是中臣氏之遠祖也。○古事記云、神倭伊波禮毘古命、自日向發、幸行筑紫、故到豐國宇沙之時、其土人名宇沙都比古宇沙都比賣二人、作足一騰宮而、獻大御饗、自其地遷移於岡田宮。○氏族志云、宇佐氏、有公姓(續日本紀)有國造、高皇產靈孫宇佐都彦命、神武帝時爲國造、(舊事本紀)元正帝時、賞沙門法蓮醫術之功、賜其三等親以姓宇佐公、(續日本紀)國造之裔、有奉宇佐八幡宮之祀者。

馬城峯（鹿嶺）（御許山）　又御許山と云ふ、古書馬城峯に作る、宇佐神宮の東南に屹立する一嶺なり。○國志云、馬城峯は神宮より五十町東南に當れり、又御許山とも號す、即八幡大神菱形の池にて神告ありし前に、此所にて靈光を顯はし給ひけるに、其輝く事日の光の如くなりしとぞ、其光のうつりし處を日足の里と云ふ、後世八幡宮三所を此所にも祭る、各石體なり。(日足は今北馬城村の

（日足）

大字となる）○諸神記云、或書曰、宇佐郡菱形山廣幡八幡大神、坐郡家東馬城峯頂、聖武天皇御宇神龜四年、就此山奉造神宮、因名曰廣幡八幡大神宮。豐前志云、御許山は馬城峯とも云ひ、山上に巨石三あり、宇佐宮縁起によれば、此石高一丈五尺、廣一丈五尺なるを大とし、二は之より小なり、之を以て三大神の神體とあがめたり、又巖なる磐石の内に水あり、廣五寸深一寸五分、大雨にも増さず、大旱にも減ぜず、大寒にも凍らず、汲みても盡きずと云ふ、天台宗の僧坊三區あり、往昔は六區なりきとぞ、宇佐大神宮縁起に「欽明天皇御宇行之昔、御示現之一處也」とあるは信け難し、今は宇佐宮の本宮の如く云ひて、大宮司の初拜と云ふを爲なる時は、必此の山に詣づる事と成れり。

酒井郷（サカヰ）

和名抄、宇佐郡酒井郷。○今宇佐村、西馬城村なるにや、不詳。○氏族志云、桓武帝時、宇佐郡有酒井勝小常、（日本後紀）後一條帝時有大宮少宮酒井宿禰、堀河帝時、有宇佐宮御馬櫃役酒井宿禰大宗。（類聚符宣抄朝野群載）

豐前志に川邊村に酒井の字殘ると云ふも、今詳ならず、又辛島村に宗社ありて酒井と云ふものありとぞ、而考ふべし。○宮神記に引ける郡家東馬城峯とある文にて、郡家は今の西馬城村（大字矢部を首里とす）にあたるを知る、宇佐町も本郷の中と想はる、酒井郷是この郡家のみ、後託宣集に

（矢部）

宇佐郡菱形山西北邊、有大泉、大御神御修行之昔、其泉有御坐、留詐豐前國郡坐之神、宗志津比咩神、依之今號酒井泉、古老傳云、比咩奉酒之時、自御打浮地、酒浮湧之所、水涌出成泉云々

とあるは、酒井の原名を推すのみならず、原地をも説示せり、後世四日市村に酒井（川邊今四日市に屬す）あるは、恐らくは菱形山下より移せるもののみ。

向野郷（ムクノ）

和名抄、宇佐郡向野郷。○今向野村は豐後境見郡立石村へ合同す、北馬城村の東南に接する山村なり、今も向野谷と云ふとぞ。宇佐大鏡云、向野郷田數二百二町九段、御封田也。

豐前志云、矢部村、稲貫野村等の田の字に向野あり、又小向野（コムクノ）村あり、或人は江須村より東南豐後立石領に接し、永弘く向野（ムクノ）谷と云ふ、今は過半豐後に屬せりと云へり、永享六年の古文書に、向野郷宇奈瀬（ウナセ）村と云ふ地あり、是れ確なる證なれど、今は宇奈瀬てふ村名すたれたれば、又如何にともすべからず、宇佐宮寺造營日記の放生會の條にも載せて「向野郷子中子、安岐郷役、日付、封戸、向野郷役也」正平十一年の宇佐宮[illegible]所領[illegible]狀の中に「同郡向野郷内平、小袋[illegible]掛カリ、田四段、小林云々、[illegible]御領ウケバ東向野郷等」と見えたり、○按に小向野は今宇佐町の大字とす、此郷内にはあらじ、大[illegible]寺永武元年文書に、向野郷[illegible]井[illegible]田、并に天[illegible]田など見ゆ。

（宇奈瀬）

安覆（アナフセ）

[illegible]式に載する[illegible]名なり、下毛郡[illegible]（今[illegible]村）安覆と相隣するを見れば、豐後國[illegible]に近接する[illegible]なり、御供向野に當るを知る、向野の條に引ける宇奈瀬村亦之に同じ、安覆は文字の音にも相近ければ、いづれか正きを知らねど、其同一なることは疑なかるべし。

封戸郷（フベ）

和名抄、宇佐郡封戸郷。○今封戸村存す、北馬城村[illegible]之に隣す、神宮の東方なり、一方は豐後高田郷（國東郡）と山野相接比し、北は海濱に至る、即月讀川の流する所にして、高田濱と曰ふ、高田町は豐後の所管也、封戸は[illegible]八幡の神戸にして、宇佐大鏡に「封戸郷、田數百五十五町五段十代、佃十町二段、[illegible]當米五斗、用作十一町一」と載す。○豐前志云、天暦二年[illegible]清[illegible]狀に、宇佐郡封戸郷[illegible]村と見ゆ、又應永十年宇佐宮[illegible]付に「封戸郷之内、一所[illegible]、一所[illegible]」と見ゆ（[illegible]は今[illegible]を書き[illegible]和木と書けり）又外宮權禰宜輔邑（御館大夫）家の天正十五年の古文書に「宇佐郡ふべの郷、江須留守」とも見えたれば、其の四至、大概は推し計られぬ、今も江須村あり、此は宇佐宮の封戸なれば、今も此の郷計は、火葬をせぬ由、或人語りき。

和氣（ワキ）

（橋津）（搭田）

今橋津（ハシツ）、江須等と合同して、北馬城（キタマキ）村と稱す、宇佐の東一里、馬城峯の北麓とす。○和氣は又和木、脇につくる、古の搭田里の里なるべしと云ふ、搭田はスハヘタともしもとたとよ、む是非詳にしかたし。

豐前志云、和木村に清麻呂卿の飛雲石と云ひ傳へたるあり、寶字八年紀に見ゆる、宇佐郡搭田村はこゝにやあらん、宇佐宮縁起に、宇佐郡とあるは史の誤にて、京都郡搭田村なり、搭田を訛りて霜田と云へるなり、然なくては「搭田村有野猪三百許云々、前賦十許里」と云へる里數合はざるよしを云ひて、續紀に出でたる京都郡搭田鄕廣河、搭田鄕比と云ふを引きたるは、一わたりは通えたるやうなれど、非説なり、然るは、霜田村は山方附きたる地にして、此の[illegible]の彼の邊まで至り踴ふべくも非ず、按ふに、十許里は漢土の里數を以て云へるにて、彼の飯倉の七里が濱などの例の如く、大概に云へるにかあらむ。

和名[illegible]考云、搭田は和間の濱の近所に、和氣村松岡鼻入江など云ふ地是なりとぞ。○後紀、和氣清麻呂傳云、清麻呂詣八幡神宮、爾時神託宣（中略）清麻呂汝子大隅國、寶龜元年、宇帝踐祚、有[illegible]入京（中略）清麻呂脚痿不能起立、爲拜八幡神、[illegible]病[illegible]路、及至豐前國宇佐郡搭田村、有野猪三百許、挾路而列、徐歩前驅、十許里、走入山中、見人共異之、拜神之日、始得起歩、神託宣、賜神封綿八萬餘屯、[illegible]給宮司以下、國中百姓

和間（ワマ）

宇佐町の北なる緣海の村邑を曰ふ、今和間村長洲（ナガス）村の二と爲る、此濱にて年々宇佐八幡宮の放生會を施行す、豐前風土記に、景行天皇西征の時、宇佐の濱

（放生會殿址）

の行宮に御幸ありしは、此和間村ならん。

御旅所と云、和間濱は月瀬川の下流にて、此に浮殿（ウキドノ）と云ふ址あり、是れ放生（ハウシヤウヱ）會の場なり、抑放生會の事は政事要略に、「養老四年、豐前守宇努首男人將軍、大御神祈請、大隅日向兩國向、將軍人數、大御神同、我此軍人多殺、毎年放生會可仕、依之當國放生會」とあり、又宇佐宮放生會記に「天平十六年八月十五日、殿下宮行、於所幸行放生會也、於豐前國和間濱、自宇佐宮、行幸浮殿之時者、學彼當國貢給時之風情、自隼人國男之御貢、昔表上古之形容云々、一殿上至蒋小今井、一殿下至獅子濱、經十三拾數、放浮殿下、於に傀儡舞大會に、放生會は最勝王經に、流水（アゲツラ）を放ちて大に功德になると云ふより根ざしたる由に出はれたり、猶放生の事は、年中行事祕抄に「世にかくてゝながるる身も有はなお生けるを放つ神の惠に」續拾遺云「四月尚宗、天下、臨池畔郭邑、皆放生池、詔眞卿當時」事文類聚云、「放生池、自世歷々有之、王者仁澤、及於草木昆虫、使一物必遂其生、而不爲私政、惟天地生萬物、所以資於人、然代天治物者、常有之道、使其足用而取之不過、物々得遂其生而不夭、王代政知是而已」中昔兵亂に因りて、此の行事中絶せしを、元和三年、再興ありしが、間もなく又廢したり、今此の濱に古表（コヘウ）崎と云ふ所あり、其の跡なり。

（峯屋）

接に東鑑に文治元年二月、參河守範頼防州より豐後國峯屋（アシヤ）浦に渡ると錄す、今豐後に峯屋浦の名なし、當時の形情を推すに、範頼は宇佐郡へ着船したるを疑ふ、然らば峯屋と云ふも和間濱高田港などの古名にや、高田は豐後國國埼郡に屬す、〇東鑑、文治元年正月、豐後國住人臼杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮者、志源家之由、兼以風聞之間、召船於彼兄弟、渡豐後國、可責入博多津之旨、有議定、廿六日、惟隆惟榮等令參州、獻八十二艘兵船、本周防國住人、宇佐那木上七遠隆、獻兵粮米、依之參州自經渡豐後云々、二月一日、參州渡豐後國、北條小四郎、下河邊庄司、澁谷庄司、品河三郎等、令先登、而今日於葦屋浦、大宰少貳種直子息、賀摩兵衛尉等引隨兵、相逢之挑戰、行平重國等、縱廻射之、彼輩雖攻戰、爲重國被射畢、行平誅美氣三郎敦種。

蜷木（ユナキ）

今和間村大字蜷木あり、今木（イマキ）を訛れるにやあらん、壽永の亂に、緒方臼杵の輩の楯籠りたる今木城蓋此なり、盛衰記平家物語等に、此事を壽永二年平家福原一谷に居る頃、緒方臼杵以下備前國今木城に據ると爲すは甚だ疑ふべし、備前は緒方臼杵等が守備すべき理由ある地とは想はれず、必定豐前の誤にて、壽永二年の秋冬、平家が九州四國を討平する比の事ならん。〇參考本盛衰記云、伊豫國河野四郎、豐後國尾形三郎、海田兵衛宗親（南都本海作貝長門本宗作通）臼杵次郎維高等一に成て、備前國今木城に籠りたりと聞えければ、能登守教經二千餘騎にて一日一夜攻、今木城を追落す、尾形豐後へ渡戾し、河野は伊豫へ渡にけり。又一本云、豐後國臼杵次郎、緒方三郎、伊豫國河野四郎一に成て、都合其勢二千餘人、小船共に取乘て、備前國へ押渡、今木城に楯籠、能登殿福原にて此由を聞給て、安からぬ事なりとて、馳下りて敵を追落せり。

（今木）

長洲（ナガス）

今長洲村と云ふ、宇佐の海驛なり、戶數一千、小澳あり堤洲に依り周防灘の激浪を支障し、驛館川之に注入す、宇佐町四日市を距る一里半、高田港五海里、中津十二海里、馬關四十海里とす。

江島（エシマ）

長洲に接し、柳浦村大字江須賀に江島てふ大字あり、城州賀茂社古記、寬治四年御厨、豐前國江島とあり、此歟。

柳浦（ヤナギカウラ）

長洲の港灣を一名柳浦と曰ふ、今港の西南濱の村落を柳浦と稱せしむ。一說此地は盛衰記平家物語に見ゆる柳浦なりと、盛衰記を按するに、平家太宰府落の條に「山鹿をも又落させ給て、豐前國柳と云所へ渡入らせ（中略）宇佐の宮へ參詣あり」と續けたり、一本には「壽永二年の秋、宰府岩戶の原田宿所に假內裏の比、宇佐行幸あり、筑紫に內裏造らるべしと僉議ありしかども、緒方の叛逆の如く、既に押寄すると聞えしかば、取物も取敢ず太宰府をこそ落給、山賀へも又敵よすと聞えしかば、柳浦へぞ渡られける」と續けたり、此平氏經由の柳浦は宇佐郡にあらずして、企救郡の柳浦にあたるべし。

驛館川（ヤククワン）

宇佐郡の大水系なり、一說此を以て古の菟狹川と爲す、上游の山谷を總べて龍王谷と曰ふ、三源あり、並に豐後境に發す、一は由布嶽の麓に出て津房川と云ひ、一は立石山に出て深見川と云ふ、安心院（アジミ）村に至り相會す、一は舍能山（カンセン）の北に發し、惠良川と曰ふ、香下（カウシタ）に至り他水と相合同し、驛館川の稱あり、即下游なり、長八里、其下游は二里に過ぎず、長洲の柳浦に注ぐ。

辛島鄉（カラシマ）

和名抄、宇佐郡辛島鄉、〇今驛館村是なり、大字辛島存す、驛館川の左岸にて、即古の宇佐驛なるべし、近世此驛廢し、四日市を以て之に代る。

宇佐大鏡云、辛島田數二百卅町、御封也。

驛館（ヤククワン）

今驛館村と云ふ、宇佐神宮の西半里許、四日市村に接す、延喜式に見ゆる宇佐驛此なり。

橘爲仲集云、宇佐の驛館にみやづかさきむのりまうでて侍りしに、雪のふれば、

千早振神のしるしの現れて清めの雪の降にけるかな。

かへし、

いのりつる神も使も待告る人も心の雪とこそみれ。

鷹居瀨八幡宮（タカヰセ）

驛館村大字上田（カウダ）に在り、八幡大神降格の故蹟とぞ。宇佐縁起云、和銅元年、宇佐郡內、大河瀨河、西岸有勝地、東岸有松木、化靈瑞、是大神之御心荒畏坐也、同五年、大神比義與辛島勝乙目、依神託、以勢定守遣神殿、鷹居瀨社是也、辛島勝自爲祝職、同勝意布賣爲

禰宜、白之[illegible]貝比賣采女、并御戶代田二段進、次辛島勝波豆米爲禰宜矣、慶雲二年託宣、此所路頭往還人無禮、就此等、甚以小山田社、移住御給者。」

葛原鄉（クズハラ）

和名抄、宇佐郡葛原鄉。○今四日市村及び八幡（ヤハタ）村なるべし、辛島鄉の西に接す、四日市に大字葛原（クズハラ）あり、蓋辛島の分鄉也。

豐前志云、建暦三年の田積注状に「在葛原鄉内[illegible]館依の木坦注之」云々とあり、葛原村より駅館川までをかけて此鄉なりしならむ。（宇佐大鏡云、葛原田數百十町、高家田數百六十町、並辛島鄉内神封也。）

四日市（ヨカイチ）

今四日市村と云ふ、郡衙を置かる、德川幕府の時、日田の西國郡代の出張陣屋ありて、豐前識王谷等の民政を掌れり　中津を去ること四里、大分を去る十三里、宇佐より行橋小倉に通ずる線路此を過ぐ、方言に寨壘を切寄（キリヨセ）と云ふ、四日市に切寄あり　豐前志云、四日市の切寄は渡邊氏松浦[illegible]の居にて、天文中此に移り來て大友氏に屬したり、其居住の跡はいづれにや、或は四日市の内常[illegible]の地ならむとの事なり、渡邊氏の後今四日市に在り、大友氏の感状など多く所藏せり「去年以來、於當切寄、別而抽緖骨、于今無退化事、連々之忠節、令頗然候、感入候、然者其表再[illegible]之條、其間候之條、大神中務少輔差遣候、皆可[illegible]走事、可爲簡要候、必取[illegible]一段可賀之之趣、[illegible]田原近江入道可申候、恐々謹言、義統花押、渡邊石見守殿、渡邊加賀守殿」

森山（モリヤマ）

四日市の北にて、今乙女と合せ八幡村と改む、此村に宇佐大宮司公通の菩提所安樂寺あり、宮成系圖に「公通、天養元年十二月、補大宮司宮符、治承四年再補、叙正三位太宰大貳、受領豐州筑州對州、叙四位之時、改宿禰爲朝臣、元暦年中爲方[illegible]凶惡、後、奉造立御殿、紛失黃金封之、平田別府等開發」と有り。平田（ヒラタ）井堰を起ししは、宇佐公通なりと、はじめ公通其の居に水を引かんとおもひ、くさぐ心をくだきしに、或夜白蛇十二、駅館川より這ひいで來たりぬ、公通心に悟るところ有りて、遂に駅館の流を引く、此の井堰は其の長さ殆五里に亘り、灌漑するところの水田は、六百五拾町にあまり、地方のもの今なほ餘澤に浴すと、大鏡に「高家辛島兩鄉内、平田別符、江島別符、六十一町本荒野也云々」。

（平田）

乙女（オトメ）

今八幡村と改む、八幡巡幸八所の一にして、託宣集に「自酒井至乙咩濱、荒き潮邊に移ります、與時辛島乙目参向、潮邊に泉井を掘出洗浴せしめ奉り、即號乙咩水泉」とあるにあたる。

高家鄉（タケヘ）

和名抄、宇佐郡高家鄉。○今高家村、糸口（イトグチ）村是なり、葛原鄉の北に接す、宇佐大鏡によれば辛島の分鄉とす、糸口原は寬仁中兩豐人の古戰場とす。○寬仁三年春、大友[illegible]職寺公政實、兵五千餘騎に將とし、豐前の城井右衞門佐長野豊岐守を討し、龍王に軍す、前陣の[illegible]村繁成[illegible]田[illegible]實、三千七百餘騎を以て糸口原に陣す、城井等亂軍中に死す、長野身を脫し去る、此の戰に斬首二百三十、我軍還て拜田に陣し、翌日龍王に歸り戰狀を告ぐ。（豐後遺事）○糸口村大字時枝（トキエダ）あり、豐[illegible]軍記に時枝左馬助宮城[illegible]馬等豐前の諸士薩州島津方へ內通の聞ありければ、天正十四年の冬大友より之を退治せんと用意したる由見ゆ。

（糸口）　（時枝）

敷田（シキダ）

今天津（アマツ）村と改稱す、高家村の西に接し、下毛郡界に至る。○征西戰記稿云、三月卅一日、中津士族增田宋太郎同伴を嘯集し、支廳を襲ひ大分に向ふ、四月一日、宇佐郡の人民共に煽動する所なり、敷田村に數萬の群集をなす、竹槍蓆旗隊を成し、四日市以下の區務所、學校及び官吏官衙の宅舍を燒き、暴行極りなし、縣官鎮撫を加へ、且兵を發して之を壓服す、六日に至り暴徒悉皆離散す。

廣山鄉（ヒロヤマ）

和名抄、宇佐郡廣山鄉。○今長峰（ナガミネ）村、天津村なりと云ふ、豐前志に廣山は今庄名と爲る、清水（長峰）より宮熊（天津）までを廣くいふ、古記に宇佐郡三十六士の内に、廣山大藏丞と云ふ人見ゆと述ぶ、郡の西北隅にて、下毛郡界に接す。

清水（シミヅ）

今長峰村の大字なり、清水寺あり、觀音を安置し地方の名刹なり、或曰く、夫木集大江匡房の

ほさびやなしのおりかけてほす衣清水の宮の流れたえせで

とあるは此歟、匡房康和の頃、太宰大貳にて在任の間に、宇佐に詣でられしことありて、八幡宮に大貳堂といふがありと曰へり云々。

佐野（サノ）

今長峰村と改む、敷田の南に接し、西は下毛郡界に至る、弘治二年、大友宗麟豐前發向の時、佐野の城主彈右衞門尉[illegible]茂降參の事、九州軍記并に豐前國志に見ゆ。

佐野の東に赤尾大根川（オホネカハ）の二村あり、今長峰へ合同す、大根川は託宣集に大禰川に作り、巡幸八所の一地とす。

（大根川）

元重（モトシゲ）

今木内山袋等と相併せ、横山村と改稱す、長峰の南方なる山谷にして、庄川の上游とす、（庄川は下毛郡今津に注ぐ）蓋横山及び其奧なる麻生（アサフ）村は、和名抄下毛郡麻生鄉の地にあたると云ふ。

（麻生）

豐前志云、元重村に[illegible]藍の廢址あり、中津川軍記に、永祿五年、豐前門司城主仁保元定、大友家を背きて毛利輝元に屬す、是れを聞きて田原紹忍、云々、渡邊清心院の士卒を引率して打ち立ちけり、此の時、元重村の小倉山久全寺の僧徒にも、供奉す可き由申し遣しけるに、當山の事は小野好古建立の地にして、國家安全の爲の山なれば、軍役を許さる可き由、申しけるに、云々、軍勢押し寄せ久全寺を燒き亡す、此の時專一坊、御長七寸の地藏像を抱き、高家鄉に隱れけりとも見ゆ。

又云、木内抄楽寺は豐鐃寺鳴錄に、康治元年僧賴猷入滅の[illegible]と記し、入定の石窟[illegible]、貞和中の碑ありて、其先[illegible]の下に「[illegible]上人[illegible]貞和二年[illegible]月五日」と見え、[illegible]山を[illegible]山と云ふ、山上に[illegible]中の碑あり、[illegible]の事は、上毛郡求菩提山の處にも云へり。

樋田

今別府、拜田、中原、山本等と合せ豐川村と改む、四日市の東南、驛館川の左右に沿り、龍王谷の谷口にあたる。樋田は樋瀬とも稱し、八幡大神巡幸八所の一地とす、託宣集に

次に田布江（豐前驛後塚）次鷹居、其より郡瀬に至る、次に大禰河、次に酒井

とあり。

（山本）虚空藏寺

今豐川村大字山本に在り、或は國分寺と稱するは近世の事なるべし、山名を鷹栖と云ふ、豐鐃記に、淨土寺の觀音、三重の内山の觀音、豐前の高須の觀音、三箇所同體と云ふ傳ふとあり、豐鐃寺鳴錄に、法蓮和尚、居山本郷[illegible]、本虚空藏像」云々と見ゆ、田の字に鐃堂、經堂、石佛と云ふあり、又古虚空藏と云ふあり、是れ往昔の寺地にや、知らず、又山本の東へ驛館川をへだてて、拜田に和尚山と云ふ所あり、法蓮和尚の座禪石といふものあり、續紀「大寶三年九月、施僧法蓮、豐前國野四十町褒醫術也」と見ゆる山野は此にあらずや、由緒ありげなり、又田の字に法林と云ふあり、此は法蓮を祀れるにぞ有るべき、「養老五年六月詔云、沙門法蓮、心住禪枝、行居法梁、尤精醫術、濟治民苦、善哉若人、何不褒賞、其僧三等以上親、賜宇佐君姓」ともあり（續紀）。

（海田）（拜田）垣田郷

和名抄、宇佐郡垣田郷。（今豐川村大字拜田なり、垣田を誤れるにや、或は疑ふ垣は埴の誤にて、埴田なるを、然れども續日本紀に海田[illegible]が[illegible]今木[illegible]に屬するを見ゆ、此海田即埴田郷の址にや、拜田と各[illegible]なるに似たり、後の考止を俟つ。）

香下

四日市の南一里餘、龍王谷の谷口に當り、津房川與貝川此に合流するを以て、今兩川村と改む、兩川村大字香瀬より、北に利導する養水渠あり。○産業事蹟云、宇佐郡水利盡さず、旱損の患多し、從前灌漑の策を立つる者あるも、其工役の大且難を憚り、中廢に歸す、南一郎平之を憂ひ、自費を以て廣瀬井水路及び高森新木路の開通を企て、拮据奔走、巨債を起し、慶應元年工を始め、一意身を委する十有二年、百難蝟集、家産を蕩盡して毫も屈撓せず、明治六年遂に其功を竣へ、爾來灌漑洽濡、復旱歉の患なし。

（龍王谷）龍王

今村名に立つ、或は山谷の總名に使用す、即驛館川上游方五里の地を指す、東は速見郡、西は下毛郡、南は玖珠郡、皆山嶺を以て相阻つ、北も一條の水路ありて、連嶺の間を通するを以て、田野稍開け、龍王七萬石の稱あり。今龍王村、明治村、津房村、佐田村、院内村、東院内村、南院内村、安心院村、高峰村、兩川村の十村と稱る、大友氏屢龍王に兵を出したる事諸書に見ゆ、一說驛館川は古名菟狹川なれば、景行紀に見ゆる菟狹川上の土蜘蛛鼻垂は、龍王谷に栖窟せる土酋ならんと。龍王村の龍王驛は四日市の南四里、深見川の畔に在り、本驛の南を明治村、東を津房村、北を佐田香下、西を院内とす、其佐田香下の間を安心院村と云ふ。

深見郷

和名抄、宇佐郡深見郷。（今龍王谷の數村を總べし當號ならん、深見川の名は明治村龍王村を貫き、津房川に歸する溪河に遺れり。）

豐前志云、深見郷は今郡の南にのこる、[illegible]、豐鐃寺鳴錄曰、[illegible]谷藏、遺竹[illegible]、[illegible]豐前州深見庄、[illegible]一[illegible]字、[illegible]止[illegible]、有時[illegible]天、天乃降七星并一口劍」と今劍峰寺の址、大村に遺る（大村即龍王の大字なり）

野麻郷

和名抄、宇佐郡野麻郷。（今の龍王谷の數村をすべし歟、名義より推して山村なるを知る、兩川村に北山てふ大字のこる、之に依據して論ずれば、佐田村を南山とも云ふを得ん、蓋龍王谷の北一半を總べしかとおもはる。

佐田

今佐田村、龍王谷の東北部を云ふ、溪河は津房川に歸入す、續紀、天平神護元年十二月の條、大神社女を左大朝臣と稱へしめらる、左大は此地名を負へる歟（豐前國大神八幡宮条考）

肥後國志云、宇都宮系圖に據れば、公景は宇佐郡佐田庄に住し、子孫在名を以て家號とす、佐田文書、觀應元年豐前國元永村、同國伊加田莊地頭職之事、恩賞とあるは、即公景への賜地を云ふ、其子[illegible]景、其子[illegible]景、并に足利方たり、また「佐田因幡守當知行所々注文、一所御許山領、佐田庄五拾參町、内拾六町五段十五代、武役勤之、一所、田河郡[illegible]原名三町、一所築城郡[illegible]名八町、一所深見庄下[illegible]拾[illegible]貫文、以上貳拾七町五段十五代、領掌不可有相違之狀如件、文安元年三月八日[illegible]弘判、佐田因幡守殿」。

安心院

今村名に呼ぶ、古の倉院を置かれし時の遺名ならん、妻垣社此にあり、託宣集云、

乙咩瀬より安心院に至る、安心院の都麻垣者、比咩大神の御在所也、今都麻垣社是也

と見え、大字妻垣存す。

（妻垣）津房

今村名と爲る、津房川に本つく、此川は由布嶽の北なる溪澗を源とし、東椎屋の瀑を經り、深見川及び佐田川を併せ、香下に至り與貝川に會す、長五里。

東椎谷瀧

津房村に屬す、[illegible]瀑布記曰、[illegible]在北豐之野、有瀑布二[illegible]、西[illegible]雌、東[illegible]雄、予之所[illegible]、其東者也、蓋三面峻壁、圍[illegible]崇突、高四十丈、[illegible]則[illegible]怪[illegible]植、[illegible]如拭、[illegible]直、[illegible]照映、下則芳井新[illegible]、[illegible]衍布、清[illegible]、[illegible]可[illegible]、[illegible]最頂、[illegible]下、[illegible]如[illegible]、如[illegible]、而

洧乎倘滉者、如雪飛霰之生於寒空也、有風雨焉、則湯揺欲倒、加綷帛之飄珠璣之碎、可謂壯觀矣、聲響所及、山谷互應、殷々洶々、不可細語、潭廣四百餘歩、深與瀑高相如云、鎔光藍色、激而成渦、其委則爭走石間、洌清甘美、石之橫渠上者、皆滑而平、小者如榻、大者可坐十人、近瀑之地、陰霧濕衣、凉冷徹肌、夏日可挾纊也、稍距潭處、氣候象殊、好景足觀焉。

院内（ヰンナイ）　龍王谷の西部にして、今院内、東院内、西院の三村と爲り、高並村は之に接す、即恵良川の水原に依る、院内とは中世安心院内とも稱したるなり。○恵良川の源に西椎屋（ニシシヤ）瀧あり、玖珠郡森村の山背にあたる。

西椎谷瀧（ニシシヤ）　南院内村に屬す、高一百間と稱し、九州第一の大瀑布と目せらる、恆遠帆、西椎谷瀑布引曰、瀑布在惠良溪椎谷村山中、余將往觀焉、子安導、數人從同發、踰三十六盤嶺、行數里、至小河内祠而憩焉、祠後有蹊極狹、荊棘沒肩、蔦蔓蔽面、疴捷而行、一轉益險乃兩手摸索、顧後跟前、行半里餘、華窮而涉、忽聞轟然有聲、仰瞻則斷巖千仞、銀河倒瀉、噴雲吐烟、從而霄忽而雪、子安抱巨木來、橫瀾爲橋、曰達前岸、則可窮全勝、乃先渡焉、余欲蹄股慄不能、乃攀援而渡、有突兀臨淵者、曰此爲拜石、高三四丈、上可坐數十人、鑿石爲級、苔滑油々然、俯伏而上焉、俄見長風捲空、萬籟齊鳴、瀑布怒號、若蛟龍攫雲飛降者、皆相視愕然失色、魂飛胸悸、然不敢口、心與目謀、逡巡而退、于時、安政乙卯仲秋。

下　毛　郡

下毛郡（シモゲ・シモツミケ）　北は海に瀕し、綠岸平夷なり、南部は高瀬川の上游にして、山間別に一境を開く。要するに高瀬の水系に成れる一地境にして、水皆北流し、形狀其東隣なる宇佐郡に相似たり、唯下游左岸の地を割き、上毛郡と界すを異とす。今本郡面積三十三方里、人口七萬五千、一町廿五村に分れ、郡治は中津に在り、國道は海岸を通じ、別に高瀬川を泝りて日田郡(豐後)に通する山國（ヤマクニ）街道あり。

下毛は和名抄七郷に分つ、其二郷は後世宇佐郡へ入れるに似たり。上毛下毛は本一名にして、御木（ミケ）と稱す、又御毛（ミケ）に作る、和名抄上毛を加牟豆美介と注せるにて知るべし、景行紀云「耳垂殘賊貪婪、屢略人民、是居於御木(木此云開)川上」と、此御木川は即高瀬川にして、土蜘蛛耳垂は山國郷の土着なりしならん、一說御木川は上毛郡岩嶽川なりと云。○下毛は古は志毛都美介なるべきを、後世は專ら志毛介と唱ふ、此御木を又御毛に作れる證は、釋紀所引の古風土記逸文に豐前國上膳（カムツミケ）縣とある者是なり。釋紀、天平十二年廣嗣征伐の條には、仲津郡擬少領膳東人と云者あり、國志に此地名の名義は、食膳の料米を出せるに因む歟と曰へり。(筑後國にも三毛郡ありて、後世三池に訛る)豐前志には郡名は河名に本づく、良村を流出したるより御木川と云ひ、後郡名にうつる歟と論す。

(御木川)

麻生郷（アサフ）　和名抄、下毛郡麻生郷。(今下毛に麻生の地名なし、宇佐郡麻生村、横山村なるへし、此二村は宇佐郡の西偏にして、直に下毛に近接すれば、郡界の移轉したるを疑ふ。

今津（イマツ）　今櫻洲（サクラス）村と改稱す、郡の東北隅にして、宇佐郡界なる海澨なり、小港灣あり、又鐵道車驛とす。

(古の万間浦なるべし)

益軒紀行云、豐後別府村に助右衞門とて、ことし元祿七年八十歳に近き老翁あり、昔小松市岡公澤山に金を渡給ひし時、豐後は其領國なれば、當國の船頭のよく船の道知れる者を撰び遣はさる、助右衞門が先祖永井市利入道妙傳と云者、豐前國今津より乘船し、澤山に渡りしと云。

間間埼（ママ）　今和田村大字田尻の江背なり、今津の西北とす、豐前志に萬葉なる下毛郡分間浦は万間浦の誤にて、即此地ならんと論せり、

天平八年丙子夏六月、遣新羅使人等云々、佐婆（サバ）海中忽遭逆風、漲浪漂流、經宿而後、幸得順風、到着豐前國下毛郡分間浦、於是追怛艱難、悽惆作歌、八首

大君のみことかしこみ大船のゆきのまに〳〵やどりするかも、　浦間より漕來し舟を風早み沖津みうらにやどりするかも、(下略)

福島（フタシマ）　今伊藤田、北原と合同して、三保（ミホ）村と改稱す、今津の南一里許、福島の長久寺は、天正の末福島佐渡と云へる郷士の開けるものにて、此人本願寺敎如に歸依し、法名祐了、落髮して家宅を僧侶に轉したりと、殿堂壯麗なり、一說文明九年、性善上人開基とぞ。

伊藤田（イトダ）　豐前志云、應永廿七年、宇佐宮寺造營日記、放生會の屆に「古表船二艘、一艘下毛郡千間名之所役也、一艘は上毛郡吉富郷所役也」とあり、古表船二艘とは、一艘は今の古表社、一艘は下毛郡伊藤田村古要社なり、古要を古くは古長と云へり、今津より出船せりと。

(犬丸)

福島、加來、犬丸（イヌマル）は、天正十五年、黒田氏中津就封の初め、郷士土民の據守したる地にて、栗山大膳利安擧破して之を徹す、加來犬丸共に福島に隣比する地名なり、(犬丸は今植野と合せ尾紀（オキ）村と改む、犬丸州長三里、萩山川に同し)

野仲郷（ノナカ）　和名抄、下毛郡野仲郷。(今大幡村、如水村并に櫻洲、和田、三保、尾紀等の地をすべし歟、東は宇佐郡に至り、萩山川之を貫流し、今津に歸注す。(中世野仲氏あり、長岩を參考)

豐前志云、宇佐大神宮緣起に「下毛郡野仲之赤境、林間之寶池」と云ふ事の見えたるは、大貞社の薦池を云へるなり、此の邊は原野甚だ廣し、實に野仲とも云ふべき處なり、宇佐宮寺造營日記「御馬行會事、七月三日初午、大貞に役人下着の日は、酒肴饗膳以下は、野仲郷役也」とあるは大貞郎野仲郷なるを以てなるべし。

大貞八幡宮

大幡村大字大貞に在り、中津の東南一里半、蓋宇佐神社下毛郡百燈と云へる、其御社なりしならん。○豐前國志云、大貞社の西方に大池有、東西二丁南北參丁許、其池の形三角也、故にみすみの池と云、又林間の寶池とも云へり、此池に薦あり、大神此薦を御枕として、百王守護の誓を發し給ふとぞ、又一里塚とて社の周圍に陣あり、神歌に曰く「大貞や三角の池の眞こも草何を種とてはらみ產らん」大門は三重の樓にて、廻廊あり美麗なり、神殿は宇佐に習て朱ぬり白壁あり、神領百石、仲津城主黒平侯より寄附なり、境内に大楠多く、唐橋もかゝり、結構の造營なり、一名薦神社。

(三角池)　(薦神社)

宇佐宮御託宣集云、養老三年大隅日向隼人等凶來、同四年公家被祈請宮之時、神託、我行而可降伏者云々、大神諸男朝臣(比賣子)信以、以何物爲御杖、可奉乘神輿哉、下毛郡野仲之勝境林間之寶池、大貞薦之昔、今湧出之水也、今云花境、往古境、東西四五條町、南北一十有町、卯酉三條町、子午七八有町歟、只眼界所及、非丈尺可數也、草木森然、而不能入道、巖岬高深、不可進步、又草實雖多不當手、高岸雖有不登人、欲遠望則目眩不見、欲近側亦心震不覺、遠而近、近而遠、田林則日月之下、入林則天地之外、或時興乾吹氣、而晴天成雲、或時化烏放光、而陰夜如晝、寶池爲體、靈島之狀、切水以田北、一池之形、分陵以入南、而三角地寄而奇實、挺樣而生薦、玉水清淵、而自然清淨也、諸男抽誠前、中行幸御輿之時、初秋之天、初午之日、寶波滿池、煙浪依涌、漏返々而雲中有聲、而宣「我昔此薦爲枕、發百王守護之誓、百王守護者、可降伏凶賊也」者、依之諸男奉苅此薦、合造別屋、七日參籠、一心取氣、奉裹御枕、行幸彼兩國。

合馬

今全德、池永等と合併し、如水と改む、大貞の西に接す、豐前志に之を下毛驛址と論附す、曰く合馬村あり、是れ傳馬を訛れるには非るか、應永十年、宇佐宮坊領坪付と云ふ古記に、「下毛郡大家野仲南鄉內本自見名坪付、一所二段卅、門田、此內有早馬田」と云ふ事見えたり、早馬田は傳馬田にて、類聚國史、弘仁十三年の條文に「伏望、諸國驛子、云々、擇驛下好田、混授一處、許之」と見えたる驛子田なるべくぞ覺ゆる、抑中昔、本自見名、今自見名と云ふありて、稍疑き地名と聞えたり、今東濱村の枝村に自見あり、下池永村の田の字にも自見あり、また犬丸村の田の字に、小自見あり、是れに據りて考ふるに、東濱村の邊より池永、全德、合馬の邊を總べて本自見と云ひ、犬丸の近境を總べて今自見とも、小自見とも云ひしにこそ、但東濱の邊は大家鄉にて、池永合馬の邊は野仲鄉なるべし。

(自見)

池永

(雲雀床)

今分裂して大幡如水の二村に屬す、豐前志に池永の雲雀床と云ふ古墳をば、五辻宮の墓にあらずやと論す、此古墳、一名茶臼山と云ひ、上代の遺跡なるべし、五辻宮の事歷は尙考按を要す。(豐後國直田郷早田を參看)

同書に論して曰く、資西文書編年錄に、延元二年、後醍醐帝遣五辻宮三位中將某於九州、爲其大將軍、而左兵衞某、出納其令旨、蓋其後、宮於豐前野仲之地乎、未詳、土人傳云、豐前國中津郡流川上雲雀床、是征西將軍往還、有歌曰「雲井にものぼるべき身のさはなくてひばりの床に音をのみぞ鳴く」蓋五辻宮乎といへり、龜山天皇第五の皇子兵部卿守良を五辻宮と申す、此の宮元弘の初め、近江の伊吹山の下に塞れさせ賜ひしが、同三年五月士兵を率ゐて北條仲時等を番場宿に要し、仲時等を自害せしめひしよし、太平記に見えたるが、其の後鎭西下向のことありけるにや、然らば懷良親王の下り賜ひし延元四年より二年前のことなり、日本史には此宮は「後不知其所終」と書けり、懷良親王の下り賜ひしは、延元三年なり、四年に非ず、されば五辻宮とすれば、延元二年に下り賜ひて、間もなく薨じ賜ひしかば、引き續きて懷良親王の下らせ賜ひしなり、詳には言ひ難けれど、然る事無しとも云ひ難し、往にし年、此の墳墓自然毀れぬとて、之を見たる者の物語に、石棺に朱以て納めたりと曰へり、

大家鄉

和名抄、下毛郡大家鄉。○今仲津町并に大江村(舊名)小楠村等ならん、中世大江と訛り、小楠鄉の地と混亂したることし、小楠の古鄉城は今の小楠にあらずと云ふ、宇佐大鏡に大家野仲を下毛御封壹百烟の邑とし、二鄉田數三百餘町と錄す。

豐前志云、中津城外に沖代とていと廣き田畝あり、其見渡さるゝ限をば大江鄉と云ふ、古の大家鄉なり、城下の菅津と云所に大家八幡宮あり、天當神と八幡神とを合祀す、大江宮とも稱し、三代實錄、貞觀二年豐前國天當神とある者是なり、(三代實錄に天を大に作るは誤れるなり)宇佐宮寺造營日記に、應永二十七年「板生會前坏、大家鄉所役也」と載せたり、萬葉集に、豐前國娘子大宅女の歌出でたり、大宅はおほいへにて大家と同じきか、または、おほやけにて異なれるか。

(大江)　(沖代)

中津

今中津町と云ふ、山國川の河口右岸に在り、戶數二千、下毛郡の治所なり、大分を去る十七里、鐵道驛在り、小倉まで卅一哩餘、宇佐まで十一哩。

豐前志云、往昔金谷堤を築かざりし時、高瀨川の水廣く流れて、此の市街はすべて川原なりし故に、中津川に稱ひし由なり、但中津と云ふ稱は古書に見えず、二百年の昔より、呼び初めし名にて、天正十四年、薩摩勢大友

家と對陣の時、秀吉公毛利家に命ぜられて、大友家を助けられたり、其時黒田侯（勘解由孝高、法名如水軒）軍目附と云ふを命ぜられて、中津に來り、六郡（京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐）を領知し領地十六萬石、十六年正月より、城を築く事を始めき、其の前後にぞ中津の名は起りぬらむ、（貝原益軒は「中津川城は、是れよりさき尾畑と云ふ國士の居城なりしを、俄に修理し、且營作し給ふ」と云へり、又一説に、中津城は犬九山に有りしを、如水軒今の處に移せりとも言ひ傳へたり）後慶長五年、細川侯（越中守忠興、法名三齋）黒田に代りて丹後國田邊より來り領しき、（領地、當國八郡に、豐後速見國崎二郡を副へて、二十二萬石、一説に、二十九萬石とも云へど誤なるべし）如斯て、元和六年の頃までに、城郭殘る方なく修造せり、黒田家の時は天守も有りし由なり、乃は大友と對陣の時、勘定奉行梠原一茶と云ふ人を召して、天守に積み置ける金錢皆取り出し、奉公人に與へ施すべしと命ぜられし事ありしにて知らる。

中津城址（ナカツ）

中津町の西北にして、山國川の流を帶ぶ、黒田如水孝高の築く所なり、天正十五年、九州平均の際、孝高功を以て豐前六郡に封せらる、二十二萬石、慶長五年の亂、兵を豐後に出し大友黨を討ち功あり、子長政に加封して筑前に移す、細川忠興之に代り小倉城に治し、中津に城代を置く、寛永九年細川氏肥後に轉し、小笠原信濃守長次に中津八萬石を賜ふ、五世長興に至り享保二年播州に轉ず、奧平大膳大夫昌成之に代り、封十萬石、明治改新に至る。

豐前志云、中津記に、如水公、犬九越中守清俊（犬九城主）を滅し、其の城を毀ち取り中津城を修造す、因りて小犬九城と云ひし由云へり、又城地の扇の形に似たるを以て扇城と云ひ、郷名に據りて大家城とも云ひ、（今は大江と書けり）又要城とも云へりし由、物に見えたり、要城の名義諸説あれど信け難し、要の訓かなめなれば、此れも扇城と云より出でし也。

闇無濱（クラナシ）

中津に在りて、今龍王濱と稱す、龍王（リュウワウ）神社ありて龍神（ワタツミ）を祭る、本丁と大江八幡宮及び六所神社を中津の三社とて崇敬す、此を闇無濱と定むる事、和歌雅の説なり。

わきもこが赤裳ぬらして植し田を苅りて收めむ闇無の濱、來る海士（アマ）子のそこら苅おく海松（ミルメ）をばいつくに積まむ闇無の濱（萬葉）

小楠郷（チクス）

和名抄、下毛郡小楠郷。〇今鶴居村、豐田村等なるへしと云へり、中津町の東南なり、小楠村あれど古の郷域にあらず。
（永添）
永添（ナガソヘ）村に法垂寺の廢址を傳ふるものあり、（豐前志）是は天平勅建の國分尼寺とすれば、國府に遠隔甚しく疑ふべし、今鶴居村と改む。

中殿（ナカトン）

今豐田村と改む、中津の南永添の西にして、高瀨川の岸に居る、中臣（ナカトミ）の譌にして、村内貴船社に中臣氏の祖天種子命を祭るとぞ。

豐前志云、天種子命は、神武天皇紀に「行至於筑紫菟狹、云々、勅以菟狹津媛、賜妻之於侍臣天種子命、是中臣氏之遠祖也」と見えたる是れなり、今此中殿村の夏祭に、芋（イモ）草を餠とを獻り、冬祀にカマギと云ふもの二つに餠を入れて、繩を以て堅く結びて、若き男子二人つゝ裸體にて、抱き出づるを、又他なる少年數十人、裸體に成りて、我れ劣らじと爭ひて、彼のカマギを攫み破り噛み破りて、中なる餠を取り出すなり、甚珍（イトメヅ）らかなる式なり、此は豐後風土記に「豐前國仲津郡中臣村にて、鳥の餠と化り餠の芋と化りけり」と云ふ事に依れるなり、此に因りて考ふれば中臣村は、本（モト）仲津郡なりしが、後に其の村人の此處に來りて住めるが、榮えさかたで一村と成りたるか、將彼處の中臣村を此所に移し〻にや。

諫山郷（イサヤマ）

和名抄、下毛郡諫山郷。〇今山口村、大字諫山存す、深秣（ミヤゲサ）村、眞坂（マサカ）村も本郷に屬すべし、山國郷の谷口にして、一境を成す、峻峰あり八面（ヤオモテ）と名づく、續紀に、天平十二年、下毛野擬少領、勇山（イサヤマ）伎美麻呂あり、本郷の人なりしにや。
（成恒）
沙彌洞然長狀云、相良長賴公知行、豐前國奈利恒庄、上毛下毛御格護候、於國中御領知之事者、建久九年、初而鎭西御下向之時、御舍弟宗賴頼平とて御同道候に、被進置候」と此相良氏は肥後人吉の藩祖にして、奈利恒（ナリツチ）庄は上毛下毛二郡散在の田園なり、今山口村の大字に成恒のこる。

深水（フカミツ）

今秣村と合併して、深秣村と改む、深水（フカミツ）は大鏡に「深水庄廿五町七反、根元立券定」とある神領の地にあたる。

高瀨川（タカセ）

山國郷の山谷諸溪を併せ北流、下游に於て高瀨と名づく、仲津町の西北に至り海に入る。
（山國川）（御木川）
此川は上游に於て耶馬溪（ヤマケイ）の奇勝を呈す、一名山國川、又廣津川と稱す、水源は英彥山の東澗にして東南流、又暫く北流し山移川を併す、其上游凡九里、下游に於ては上毛下毛二郡を界し、其長四里とす。〇國志云、高瀨川一名中津川と云、古名御木（ミケ）川、又山國川と云、水源は彥山より出て、小流を合して北へ注ぐ、水底荒石にて水清く、大略往めり、下は仲津城下に出て、小今井濵との中にて海に入る、此川の瀨に浮石とて、五圍許りの巨岩あり、世に名高し。

益軒紀行云、高瀨川は其源彥山の東より來る、河に添ひて登れば山國の谷に入る、此谷深くして村里多き由云へり、立岩多く景甚たよし、險路なりとかや、谷の口樋田村の邊に於て、岩山の中を切通し、一町二町或は三町、又十間廿間計の水道を通ず、希世のしわざ天工の自然に成るが如し、是貞享三年十月に始まり、三年を經て成れ

り、岩を切通せし所六百卅間、[illegible]の長さ三里十二町餘、仲津郡に竹田[illegible]女[illegible]て千石[illegible]する人其司たり、金堀にほらせけるとぞ、下毛郡及び宇佐郡の村々へ、此堰の水掛る五里計下迄つゝき、畠を水田となすとかや、都て仲津小笠原侯の時なり、荒瀬井手と名つく。

(山國谷)

山國郷（ヤマクニ）

和名抄、下毛郡山國郷。○高瀬川の上游、山谷の總名也、南北五里、東西七里、其四隅なる英彦山、求菩提山、檜山皆最高峰なり。(穴石嶺（アナシ）をば、一説に山國谷の北偏の總名かと云ふ)。

豐前志云、此の邊總べて溪山の景色、甚た面白し、然はあれどさばかり世に知る人もあらざりしを、頼襄が西遊の日に「耶馬溪山天下無」と稱へりしより、其の名天下を動す計りになりにたるは嬉しくなむ、但し山國を耶馬溪と書きしは如何ぞや、山溪にては詞足らず、最ひが事也。(北谷は今東三井、[illegible]井、上津、下郷、東谷、西谷、山移、柿山、三郷、溝部、槻木等の十一村と爲る、中津より日田に通ずる便道之に係る。○[illegible]田[illegible]（東城井村）より守實驛（三郷村）まで沿溪七里、謂ゆる耶馬溪是也、方言山國谷と曰ふ。○豐後國志に引ける古文書、山國[illegible]は今東城井村の字に存す、

小代八郎左衞門尉市氏申、豐前國山國郷安於曾木村地頭職事、早任建武三年二月四日御下文、可被沙汰付下地於市氏代之状、依仰執達如件

康永三年七月廿二日　武藏守判(高師直)

(田[illegible])

耶馬溪（ヤバケイ）

山國谷の一體なり、文政中頼山陽其奇勝を賞し、耶馬溪の稱を命せしより、遠近之に因り雅馴と爲す。此一溪樋田驛の邊に[illegible]守實木橋より、其南[illegible]知林（クチノハヤシ）柿坂驛に至るの間最勝るへし、柿坂の西に椎原山正平寺あり、東は山移川の溪澗にして、猿飛羅漢の地に連る、柿坂より西南すれは山縣[illegible]にして、水源なり、守實驛は日田郡界の分水嶺下に在り、守實の西北三里にして、英彦山に至る、水源此に窮まる。

耶馬溪圖卷記　頼山陽

余嘗謂昔人[illegible]其山貌太奇峭、恐只天下間所有、豈人一時興到、鼓舞其筆墨耳、及觀豐耶馬溪、乃知造物奇怪、畫手亦有實不到者也、歲戊寅、遊鎮西過豐、將從豐後[illegible]山於雲[illegible]、已[illegible]其有此奇矣、既經二肥[illegible]、過[illegible]隈邑、臘月五日、入豐前、過一水北東、[illegible]山者、沿溪而東數十里、得奇、巖左右峰巒皆非凡、山率相[illegible]起、羅山腹爲道、人穿[illegible]取路、余賞嘆以人過[illegible]見、月在水則然、宿民家、翌大雪、待霽乃發、復沿溪東、合東溪奇、群峯夾水[illegible]、如春筍[illegible]出、有土與石者、石換土者、全石者、全石被裂成洞穴者、兩石相倚其一欲仆者、石數層累成夏雲狀者、而樹自石罅横生倒生、倒生而上指、橫生[illegible]石、知與石爭寸而欲勝之、石又自樹中[illegible]躍而出、而石際皆苔、紫綠相間、或沒石半面、或沒全身、如被樹攻石者、大抵以苔[illegible]石[illegible]、如[illegible]至刻意圖、時窮冬、多老木[illegible]脫、[illegible]皆倪黃筆法、而[illegible]枯[illegible]者、王叔明也、古人筆[illegible]不吾欺也、至柿坂[illegible]孤店、店有石室、數丈[illegible]、[illegible]更有高峯、不知其幾十丈、予欲[illegible]所[illegible]、命[illegible]之、[illegible]然、會一獨師新[illegible]、對而談之、所說如木、連引數大白、又行、溪又數曲、隨峰勢上下、或[illegible]、或[illegible]、[illegible]之或碎或全、似未离山而亂其[illegible]也、至[illegible]林、溪稍開、有小村、過一橋、自此行溪北、開者益開、數十里、謁古城正行寺、寺正含公余故人、款余[illegible]久、余先[illegible]曰、君州山水大[illegible]、含公因更有[illegible]者、使予目之、留二日、與含公南行、行田[illegible]間、至[illegible]入處、[illegible]石突立山頂、含公指示予、予不甚賞、其[illegible]又行田隴、至[illegible]溪寺、寺據山、[illegible]山作[illegible]狀、安五百像、余[illegible]不甚賞、宿寺前[illegible]、[illegible]而[illegible]、余因山不得水不生動、石不得樹不[illegible]、所以余賞馬溪、而不賞[illegible]、至於[illegible]則人工耳、然皆馬溪之支[illegible]、[illegible]日、而其[illegible]、[illegible]可[illegible]也、[illegible]、[illegible]者、[illegible]公[illegible]生[illegible]此土、宜不見其[illegible]也、[illegible]期、將[illegible]之以[illegible]之、含公[illegible]、[illegible]、北出馬溪口、[illegible]色、[illegible]、自[illegible]人[illegible]、[illegible]奇、[illegible]數[illegible]者、一[illegible]於一曲、[illegible]、復至[illegible]下、店主[illegible]余[illegible]、[illegible]曰是前[illegible]也、有何[illegible]再來此耶、余因[illegible]山耳、曰山有何好看、[illegible]也、[illegible]、與含公[illegible]、一[illegible]山寺、[illegible]、西遷、山[illegible]南、[illegible]作[illegible]、[illegible]以爲一山者、分[illegible]、如群[illegible]其半身、[illegible]中、又如廿五[illegible]而至也、[illegible]林、含公[illegible]、預戒[illegible]、[illegible]馬來、取[illegible]村、[illegible]寺、又三日[illegible]去、[illegible]東歸、自[illegible]中[illegible]、其[illegible]者、皆有[illegible]、[illegible]山其[illegible]大者、耶[illegible]山[illegible]自[illegible]山發、故獨絕耳、余足所幾半海內、弱冠東遊、得妙義山、以爲無雙、今馬溪[illegible]百里、如[illegible]者不[illegible]十[illegible]、[illegible]之[illegible]內第一、[illegible]不[illegible]也、已[illegible]之[illegible]、[illegible]時[illegible]紙、[illegible]以[illegible]之、爲横長一卷、又記其由、併[illegible]詩九首、[illegible]、不足狀其[illegible]、[illegible]手、後有[illegible]者如[illegible]之[illegible]、[illegible]不[illegible]此山水、然目此山水[illegible]內第一者、乃自[illegible]、[illegible]公取去、[illegible]後[illegible]元吉亦好山水、[illegible]一本、[illegible]未果、今茲己丑、[illegible]、[illegible]日、乃[illegible]、而[illegible]不[illegible]、[illegible]、[illegible]山[illegible]我、遂能成此、[illegible]己十二年矣、[illegible]時[illegible]外、[illegible]山依依如相近者、今猶在目中也、

地學[illegible]云、[illegible]石[illegible]山岩の、火山灰[illegible]に[illegible]せる者、風[illegible]作用に遭へは、[illegible]は先つ削り去られ、次に灰[illegible]は[illegible]去りて、岩[illegible]は[illegible]すべし、是を以て此岩[illegible]の上に生ぜる植物は、地盤の[illegible]共に、其[illegible]岩

塊の間隙を充塡せる、膠結物質中に根株を下したるもの、今や恰も當初より岩塊を纏繞し（又は包持し）たるが如きの奇觀を呈す、耶馬溪の景勝を以て名あるは、其一部に斯の如き集塊岩質峭壁の存在に因る、又此岩床を成せる岩塊は、固より大小不定にして、巨大なる礫子の下部に當るもるは、侵蝕作用を免るゝが故に、其結果として直立せる岩柱をなし、所謂土柱に類するの現象を呈す、又其上部に堅硬なる岩盤ありて、下部崩れ去れば、自ら門戸又は橋梁の狀をなすことあり。

曾木（ソギ） 今東城井村の大字なり、豐前志云、毛藏（ケワラヒ）明神の祠堂は曾木村にあり、土人の說に、往昔子刀自賣（コトジメ）の守神と云ふを堀り出でて、其を毛藏大明神と齋き祭りきと云へど、此は訛傳なるべし、宮守と子刀自賣の夫妻を祭れる事必せり、守神とは子刀自賣の亡夫を慕ふ餘りに、其の容貌を造りて、神床（カミドコ）に置きて、生時の如く朝夕拜み仕へたりし傳成べし、日本後紀に「天長四歲節婦豐前國人、難波部首子刀自賣、免其戸口役田租、終身勿事、子刀自賣、年十有八歲、適下毛郡擬大領藏野稱宮守、二十箇年、夫宮守死去、子刀自賣獨守空室、十歲十茲、遠近庶士求之不少、而有言同穴、無心再醮、愛亡夫之遺衣、置獨守之牀上、朝夕每見、追慕不止、亦得甘味、必供亡靈、隣里無不稱歎、仍表門閭、以旌貞操也」とある以て考ふれば、其の像をも作りて旦暮に仕へ奉らせし事知られたり、扨毛藏は下毛藏野と云ふを、上下を省きて稱へるにて、卽宮守の夫妻歟。

羅漢寺（ラカン）（跡田） 今上津（カウツ）村大字跡田（アトダ）に屬す、樋田驛の南、曾木橋の東に接す、中津を去る四里。堂宇岩窟の中に在り、佛菩薩の石像多し、耆闍崛山と號し、延文五年、照覺禪師建順和尙の開基にして、近世は寺祿百石を有せり、此邊を青村（アヲムラ）（青）とも云ふ、南に東谷西谷の二村あり。○延寶傳燈錄曰、圓龕禪師、諱昭覺、國東田染人、姓大神、父日雅終、師年甫十四、祇相之壽福、參究禪旨、曆應之初、還故里、謁豐前大穀窟、其窟縱橫若干丈、可容千人、石屏東列、石柱前橫、便結宇居焉、延文中、鎚鑿運揮、妙相倶成、釋尊文殊普賢、及十大弟子、八應眞、五百羅漢、侍衞金剛、都計七百余軀石像、殊儀異貌、儼然立位、名耆闍窟、今之羅漢是也、（是傳は豐鐘善鳴錄を原據とす、廣陵誌にも「羅漢寺、寶西游地、而錯崖之外、延文五年春、釋昭覺始入石室而居、遂成寶坊、未幾有僧建順、睹山石起伏環奇、手彫羅漢像五百軀、儀觀瑰偉、遠祥希闡矣、云々）○大八洲遊記云、羅漢寺、石山峙立、巨岩下、有一寺、望之無他奇、寺西有古羅漢寺址、奇峰騈列、中有石爲洞者、遠望如橋梁、然無水流助其奇、山徒孤立、亦不足稱、洞實耶馬溪、石質礫塊與粘土混合化成者、故其岩石無橫裂豎折者、其石率皆崩隤、至其山則各得其可奇矣、然非畫家皴法、恐不足取規、凡從守實橋至羅漢寺六里、其間雖有不足觀者、可賞者過其半、溪山之勝、除野外未見之也。○西遊雜記云、羅漢寺は賴帷小錄にも記して、名高き靈地なれど、疵き土石に作り、丈もゆう〳〵三四尺の佛體にて、小なるは一二尺の不細工なる石佛なり、寺は山の腰を深くほりて柱を建て、それに敷居を入れて戸障子を建しものなり、山嶺は薄青色にて、草木の生長もよろしからず、峩々たる險山にて忍草鳳蘭など多し、西の方に古羅漢といふあり、此山は竹を建てし樣に岩石而峙し、峯に穴のあきし所ありて、こなたよりあなたの空を見るなり、雅なる風景の地とも稱し難し、青村と言所あり、十四五町川下に谷道あり、其地を曾木村と稱す、險山川にそひて通ずべき道なかりしに、今（天明）より四十年以前、江戸淺草邊の六十六部の、善海といへしもの來りて、山のほりぬきやすき事を見て、此近鄕を勸化して石工を雇ひ、東の穴道百廿餘間、高さ一丈横幅九尺所々にあかりとりの窓をあけ、通行のなるやうにせし道なり、西の穴道は僅々三間ばかりなり、それより此穴道を往來するものは、一人につき四文、牛馬には八文づゝ取りし事にて、善海歿後には余百兩ばかりあつめて、羅漢寺に於て死す。

柿坂（カキサカ）（口之林） 今城井村の大字なり、樋田驛の南二里、山移川東南より來り、此に至て山國川に會す。○大八洲游記云、經柿坂至口之林（クチノハヤシ）、（一作朽知林）其際二里許、爲耶馬絕勝、其山石變萬態、有圓者、有尖者、有凸者、有凹者、有連者、有斷者、有層堆者、有横繞如垣者、有聳拔如筍者、高低大小、殊體萬狀、水亦縈廻狂奔、助之勢、故山皆活、柿坂爲最、岸上奇峯騈立、雲根皆露、綠苔蒙茸、水中巖石紛錯、水爲之湍激奔號、兩山相蹙、而幾開一徑、過柿坂、山亦從水屈曲、每十餘町一折、每折爲別境、其中殆如前後無路、入千山萬嶽中、如此者數回、每一回峯色水態、種々自別、使人應接不暇、縱令善畫者摸之、固非一紙一畫可盡也、其隣山壁水之、往々鑿巖竇、通路者數所、竇中穿窓臨水、以引日光、洞中奇明、不似隧道也、耶馬溪山陽有記已盡、唯以耶馬溪爲海內第一、余所不取也。

耶馬溪途中　　遠帆

日色黃茫天欲昏、雲看前路雨傾盆、亂山孤店樋田驛、四馬鼕鏡柿坂村、隱士門庭今雲里、野人籬落古桃源、林亭投宿殊安穩、一任檐聲夜枕喧、

宿杳林驛　　旭莊

古原風收後、遠村燈上初、征人困險路、投宿得茅廬、陵樹葉紅粒、柿樹垂青實、吾儕元淡泊、對此興有餘、夜深缺月來、黑烟籠庭除、竹草風動、女僕清笑、洞黑流白閒、霧白宿雲居、茂葉咸閑韻、散抄落紫須、獨起提架上、忽得相牛書、客心淸不睡、展玩到曉烏、

穴石鄕（アナイハ） 和名抄、下毛郡穴石鄕。○今詳ならず、訓さへ知れず、一說に山國谷の北偏を指すならむ、

（冠石野）

滿岩穴門なきの狀したる所多ければ、穴石(アナイシ)とも呼びしにや、云々、豐前志云、穴石郷は今は名隱れて何處とも知れず、此は考ふるに冠石野(カムリシノ)村の山上に、冠の形なせる大石あり、故に村名を冠石野(カブシノ)と云ふとぞ、此冠の字を和名抄に寫し誤れるにて、冠石郷には非るか、(式に伊賀國阿拜郡穴石神社と云ふはあり)又此の近地なる戸原村に、二石と云ふあり、石の下に穴あり、深さ限り知られずと云ふ、若くば、此の石より出でたる稱には非るか、冠石野は今城井村に屬す、戸原も同じ)

津民(ツタミ)　長岩(ナガイハ)城址、此村に在り、城井と相對比する山村也、(國志云、長岩城は城井宇都宮大和守信房の二男、伊豫守重房以後代々相續して、野中兵庫介重貌在城す、此は永祿年中、下毛郡にて大友の鋭氣を避け、其旗下に降る人々には、犬丸、福島、加來、成恒、大江、澤律、小城、池永、上野、與村、重松等打連れ降禮を勤ける、長岩の城主野中重兼は從に血塗らずして軍門に降るは、正兵の義にあらずとて、家の子森備前、野依彈正、大帥太夫を始として、一千五百人己が牙城に楯籠る、大友方より討手大將には、佐伯惟教志賀親教に豐後勢千余騎を附て向はしむ、城方より八百人一里計出て寄を先途と戰ひしが、城方勢力盡て降參し、龍王の本陣にこそ參られける。九州軍記云、弘治二年、長岩城主野中重種一戰の後、大友に降る。

（長岩）

檜原山(ヒバル)　柿坂の西に當り、下郷村の上方に聳踞する險嶺なり、一書云、檜原山正平寺、天台宗僧正覺開基、天治元年甲辰創建。又國志云、正平寺、仁賢帝御宇、百濟國僧正覺開基、山伏廿四坊之に住す、法頭を法降院と云ふ、此山山國郷の大嶽にして、衆山十重廿重に遶り、山國郷の名も之に因る。

豐鐘善鳴録云、釋正覺、廷中人、天平勝寶四年秋、遊歷關西、抵豐前檜原山、觀其靈秀、卓居焉、恒誦梵典、靜乘道、一夜夢有一老翁、威儀偉貌、來告曰、我是白山權現也、我棲此山、遲汝尚矣、汝宜建一寶宮、以耀國極之宗、我隨護之、覺悟而異之、乃置於國司中納言行房、行房鳩工經營、數月而成、稱曰正平寺、自彫釋尊不[illegible]、行房薦於朝、敕以寶龜五年遷師、覺留所自刻石像、今猶存焉、(豐前志云、津民郷の檜原山白山權現社、十二箇の坊中有り、開基を當元と云ふ、鐘の銘文に「暦應元年、豐前國下毛郡檜原山奉寄進、片岩宇平、施主六坊、福藏坊、常行坊、法閑坊、門之坊、成圓坊、本藏坊」とあり。

宮園(ミヤソノ)　今金吉と合併し、下郷村と云ふ、雲杜(クモモリ)八幡宮あり、柿坂と盛寶の間なる小站とす。

宮園村　　廣瀬　旭莊

羊腸到此窮、魚貫下峭壁、孤鶴踏空村、衣[illegible]、晴日燒人頭、征夫皆川[illegible]、走投古[illegible]亭、[illegible]日光射、[illegible]、他[illegible]、忽見西[illegible]前、[illegible]如[illegible]、開[illegible]風、[illegible]如[illegible]、嗚呼當此時、庇人功無[illegible]、雖種百牡丹、不如一茂[illegible]、

金吉(カナヨシ)　今郷下村と改む、玖珠郡界に居る山村なり。豐前志云、金吉村の伊福と云ふ地に墓あり、正面に[illegible]刃智光居士と記し、上に梵字あり「[illegible]云、居士俗名又兵衛、不知何所之人、往昔此邑而寓居三年、其於其人[illegible]氣英[illegible]、武藝傑高、而眼光射人、予憶諸侯大夫者之[illegible]於世、而遁居者乎、承應三年正月廿九日夜、自殺劍及、時往歲久、石碑崩落、因茲、里人集[illegible]、新立石碑、資助冥福者、寶暦十三癸未歲六月日、願主金吉村伊福茂助」と記せり、是れは公を憚りて不知顔に書けるものなれど、後藤又兵衛基次なる事顯然たり、古老の說に、天正年中、黑田侯中津城主たりし時、基次は其の家臣にて中津に居りしが、金吉村より姿を隱けり、因りて元和元年大阪落城の時、遁げ下りて、金吉に隱れたりと、又此山中に洞窟あり、(伊福(イフク)の奧にて、石窟は玖珠郡丁田村の内なり、下河内村より十丁許、西に當れり)南に向ひて其の廣さ横三丈深七尺許、高さ六七間、或は四五間許の處もあり、内に、清水も湧き出でて、住居に便宜き處なり、山上より穴口に大なる藤蔓懸りて、花の時は、然ぞと想像るゝ計なり、中昔鎌田平人と云ふ人住めりきとて、窟内に鎌田八幡宮と云ふ小社を建てたり、故土人は鎌田窟(カマダノイハヤ)とのみ云。

山移(ヤマウツリ)　柿坂の東南に山移、楠山の二村あり、一溪に沿ひ四里、玖珠郡谷野山を水源とす。○地學雜誌云、耶馬溪の山、其諸山皆安山岩の岩層節理にして、之を挾める溪岸の絕壁、直立百米突以上に達し、左右相迫りて、殆ど餘地なく、山道は此屈曲せる溪流に沿ふて通過するを以て、景色頗る幽邃を極むるものあり、其地稍々僻遠なれば人の知るもの少し、蓋山國川の支流なる山移川の幽致は、全溪中に其匹儔を求め難かるべし。

守實(モリザネ)　今三郷(ミサト)村と云ふ、柿坂の南西四里、其南に一嶺を踰ゆれば日田郡なり、(大八洲遊記云、守實[illegible]一聚落也、渡橋沿川而下降、橋頭有[illegible]、全露石骨、[illegible]之、極有風致、橋下危巖聳立、滿[illegible]積雪、溪口已不凡、[illegible]郡山國川、發源於此山、又行十餘町、左右又有奇峰、兀立競崖、高數十丈、岸頭有巖窟、大如大室、而兩山稍開、行距十餘町、大貫其中、與山相離、離開有奇峰秀巖不足稱、已里餘至宮園[illegible]、溪水東南流、至此轉北、循山而流、兩山亦相逼、漸入佳境。)

守實村　　旭莊

疎翠往往滿溪濱、[illegible]花開出[illegible]、杉衍暗風鳴羽[illegible]、松[illegible]日[illegible]、溪橋横斥千丈長、管井當門三世[illegible]、野老言[illegible]何足信、[illegible]、

宿守實[illegible]旅、書所見、　　[illegible]

檜[illegible]蕭々滴夜[illegible]、四山煙合夜寒[illegible]、一星遠火懸天半、知有人家在嶺頭、

槻木(ツキノキ)　守實の西北二里、深山々下の孤村なり、筑紫紀行に

天正文禄の比、毛谷村六助と云ふ男士の事を傳ふる軍書あり、毛谷(ケヤ)村は槻(ツキノキムラ)村を誤りてかく附したる由を錄す、六助は淨瑠璃に演じ、彦山權現の利益を説けり、實否を知らず。

山陽官西游九州、取路程十日田、過耶馬溪、奇其山水、時大含上人在古城、山陽往訪之、上人曰我豐山水僅止此一溪、若更見羅漢則子魂飛魄散而已、乃相共游羅漢焉、[illegible]嵩百出、絶壁四圍、穿洞爲龕、内安五百羅漢、古來稱爲奇觀、山陽不懌曰、此是醜山耳、上人曰雲巖石丈、有何[illegible]子君面前、何相罵之甚、山陽曰、上人未曾看山之法耶、凡山水必要有樹木、有人家、有流水、此三欠一、則山皆[illegible]而不潤、水窮而不活、殘山剩水耳、今此羅漢[illegible]出人工、劉[illegible]削洞、山剝水死、雖有奇形、無復足觀者、耶馬溪兩面山水、凡一百里、千巖競秀、叢樹蔚蔽、水可以泛漁艇、山可以充采樵、而十有三村負山游水、田疇籬落、道路橋梁、點綴其間、漁樵行旅、來往[illegible]繹、俯[illegible][illegible]、則[illegible]天、俯瞰淺潭、則錯[illegible]映地、屋乳吐丹、金氣現[illegible]、[illegible]蘭挂而木芳、翠苔瑩而石肥、佛閣禪祠、起伏于杉松之[illegible]、野店蝸舍、隱見于[illegible]篁之間、加之山[illegible]之[illegible]、爲[illegible]爲[illegible]堆、爲斧[illegible]爲雲[illegible]、多々益[illegible]、不可端倪、蓋造物者之活[illegible]也、云々。(豐前詩史)

上毛郡

上毛(カウゲ／カミケ)郡

明治廿九年、政府築城上毛を合併して築上(ツイキカミ)郡と爲す、然れども上毛は地勢全く下毛郡の西北隅を占め、之を下毛に合せ御木郡に復すべきも、いかでか築城に云々すべけん、其山脈水系皆下毛と相同じ、蓋福岡大分三縣の治域を高瀬川の下游に分界したるより、顕る失體の分合を生じたるならん。凡上毛の[illegible]域は今十五村あり、西北築[illegible]山[illegible](クボテ)山の尾、北に延伸して海に至る、此一脈は天成の一境界にして、福岡大分の縣治も當に之に因りて區分すべし、即上毛を下毛に合同し御木郡を復し、築城を京都郡に併せば地の利人の和を得るに庶幾からん。

上毛、和名抄に[illegible]と訓じ、[illegible]に分つ、[illegible]豐後風土記にも上(カミツミゲ)[illegible]縣に作る、後世專ら加[illegible]介と[illegible]、方俗コ[illegible]リゲ)と云ふ、下毛と一國にして御木と稱したる地なり、三毛津(ミケツ)(今三毛門)の稱、村名に遺れり。

(上臨)

多布(タフ)郷

和名抄、上毛郡多布郷、今[illegible](タウハル)原村、友枝(トモエダ)村[illegible]是なり、多布を多宇に[illegible]り、[illegible]原に轉じたる[illegible]、高瀬川中游の左岸の山村なり。[illegible]云、文武帝時、上三毛郡[illegible]里、有[illegible]寺、[illegible]、强[illegible]、[illegible]木[illegible]、[illegible]、河邊[illegible]、上屋[illegible]等氏、(正倉院文書)○宇佐大鏡云、神封上毛郡田數三百餘町之外、濱田相傳二十町、多布[illegible]五十町。

(潜)

原井途上　遠帆

[illegible]

人類學會雜志に、[illegible]原村の[illegible]穴より硝子製の[illegible]像并に[illegible]面の如き者數個發見せし由を錄し、頗奇異なる物にて、他所に類例なし、或は云ふ、好事者の贋造物を[illegible]に出しかと云云。

(唐原)

友枝(トモエダ)

近世は上毛郡南部山地の總名に用ゐ、友枝手永の稱あり、手永は方言[illegible]合又は郷の[illegible]なり、大字土佐井(トサヰ)あり、宇島の南東二里許に當る、○國志云、友枝手永土才村の新谷(シンカイ)[illegible]云に古[illegible]あり、[illegible]名(オナ)[illegible]と云ふ、其周り二百間[illegible]り、山の[illegible]に[illegible]りて[illegible]あり、[illegible]は山の頂に在り、此[illegible]

(土佐井)

豐日(トヨトミ)郷と云ひ古[illegible]多し、古へ大名小名(オホナナ)と云しこと、一國を領したる者を大名とし[illegible]小名なり、一郷一[illegible]を分て[illegible]るを小名といふ、是小名なり、されば[illegible]る人の[illegible]なるか。

上身(カミケ)郷

和名抄、上毛郡上身郷、(上身は上毛郡の身毛(ミケ)[illegible]の[illegible]なるべし、今三毛門(ミケカド)村の邊なる歟。三毛門は身毛津(ミケツ)の[illegible]ならん、[illegible]に[illegible]り岩[illegible]川の二派共に此に注ぐ、三毛門の南なる吉[illegible]村(今東西南の三に分る)及び黒土(クロツチ)村も古郷の[illegible]にや、上毛郡の主眼の地にして、東は高瀬川に至り、西は山田郷に至る。

(三毛門)

高濱(タカハマ)

今高濱村と曰ふ、[illegible]小[illegible]丸村と稱せり、高瀬川の川口の左岸にして、中津市街の對方に在り。小祝(コイヘ)島は[illegible]小[illegible]井(コイマヰ)と曰ふ、川口の一[illegible]にして民家多し、此高濱に[illegible]吹(フキデ)なる[illegible]濱[illegible]、國志に見ゆ。

秋の夜はさ[illegible]から[illegible]濱風の吹出(フキデ)の濱に千鳥な[illegible]也、

秋風の吹出の濱の[illegible]は夜寒になれや衣片敷く(夫木)

(吹出濱)

古表(コヘウ)八幡神社

吹出濱に在り、社説云、天平十六年宇佐八幡宮行[illegible]先會、[illegible]隼人降[illegible]之時、[illegible]佐樂於[illegible]場、今[illegible]表古[illegible]木[illegible]二、自[illegible]、[illegible]和[illegible]樂上、[illegible]男(オッチ)[illegible]樂、[illegible]表古之[illegible](レカ)[illegible]、豐前志云、[illegible]男[illegible]の事は宇佐宮[illegible]起に、[illegible]を[illegible]ふ由に[illegible]へ、類聚國史に一[illegible]十六年、[illegible]、[illegible]、毎年春秋[illegible]日、志賀島泉郎男十人女十人、奏風俗樂」とあるにあたる、[illegible]に一[illegible]、[illegible]男の、手[illegible]して[illegible]かくしたる心地」とあるは、[illegible]起に一[illegible]、以[illegible]」と云ふに[illegible]合すべし、[illegible]の[illegible]宮八幡には、木偶の[illegible]男あり、

古表社[illegible]の[illegible]は、

國の長(ヲサ)のおしくるよう、おしくるやう、宮のをさのおしくるよう、おしくるやう、宇佐の宮の小倉の山の岩はなる、五葉の[illegible]の末ぞ[illegible]る、末ぞ[illegible]る、千世の千世の[illegible]の、末ぞ[illegible]る末ぞ[illegible]る」

國の長のおしくるよう、おしくるやう、宮のをさのおしくるよう、おしくるよう、吹田の濱の濱姫のうしはける、並立松(ナミタツマツ)の末ぞさかゆる、末ぞ榮ゆる、千世の千世の姫松の姫松の、末ぞ榮ゆる末ぞ榮ゆる。

市九は今三毛門の大字とす、大永八年大内義興の知行狀、其外に義興の花押ありて「下野田兵部少輔興方、可令早領知豐前國上毛郡市九四拾貳町五段五代地、杉十郎左衛門尉跡事、右以人所預行也者、早守先例可全領知之狀如件」。(大内氏實錄)

吉富(ヨシトミ)　又吉臣に作る、舊上毛郡北部の郷名に使用し、吉臣手永と稱す、今東吉富、西吉富、南吉富の三村名あり、三毛門高濱の南に接す、南吉富の西を黑土村と曰ふ、又吉臣手永の屬なりき。東吉富の廣津(ヒロツ)山に寺院あり、往昔は鳳牛山中日寺と云ひしを、後に金龍山天桂寺と改め、又金牛山天仲寺と改めたり、小笠原長次君、同長胤君の廟所あり、中昔、廣津山と云ひしは此の山なり、寬文六年、長次君を葬りしより、土人御山(オヤマ)と呼ぶ、又東吉富の大字今吉(イマヨシ)は、集古文書、建武六年五月綸旨に

(廣津)

筑前國夜須郡三牧庄內佐吉名、豐前國上毛郡內、本今吉名吉木壹町、同國下毛郡安恒名、同國宇佐庄內、瀬屋敷等田地、豐後國安岐郷內、諸田名松武名諸田同藤九名田同屋敷山野荒野等、右所々宇佐氏女當知行。

(今吉)

又大字鈴熊(スズクマ)は、宇佐宮寺造營日記に「應永三十二年九月二日豐後見前所々に三往等經起、依て屋形上毛郡鈴熊に御下着、仍宇佐大宮司公被歸賜に參、御目に掛候之間、九州探題之時、可有御參宮之旨、御賴之由被仰出畢、同十一日當社發動す、此段鈴熊へ御注進云々」と見えたり、屋形とは大内家を云ふなり。

(鈴熊)

遠帆樓　　遠帆

渡口收筏再、海門潮喝帰、春帆風正便、一一映山飛、

秋興　　遠帆

霖雨新晴秋欲深、閒行何處散吟襟、蘆花白接東西野、楓葉紅流遠近林、空見舊營國禁、未聞恩詔結人心、停節獨倚斜陽立、風定村々傍黑砧、

吉富は中世奈利恒庄を號せし地にや、西吉富に成恒の大字遺れり、下毛郡にも涉れる者の如し。○相良長賴、建久九年、補肥後球磨郡地頭職、來往居人吉、承久三年六月役有功、因茲賜播磨國飾摩郡豐前國上毛下毛之地、建長元年、給豐前上毛郡奈利恒莊地頭。(肥後國志)

(奈利恒)

宇島(ウノシマ)　三毛門の西にして海驛なり、岩嶽川の一派此に注く、今宇島村と曰ふ、戶數五百、中津の西一里とす。(國志云、宇之島港は文政五年、小祝の民戶三百を引移して、市街と爲したる者にて、漁夫交りの湊町、繁榮の地なり。

入豐州　　賴山陽

騎海牛歲近已闌、身如飛鳥倦知還、寒潮落日豐州路、始看周防數點山、

夜從鶴島、抵下関舟中、　　梁星巖

薄跡不定任浮浪、又把全家付柔航、二幅七灣何處所、漁燈鬼火夜茫々、

千束(チツカ)　今村名存す、近世千束一萬石は、小笠原家の支封、備中殿の邑たりき、山城の三男貞方を祖とす。

山田郷(ヤマダ)　和名抄、上毛郡山田郷。○今山田村、八屋村、宇島村、千束(チツカ)村等是なり、上毛郡の西北部にして、築城郡界に接す。(國志云、宇都宮氏の麾下に、山田常陸介親實と云者ありて、其居城は山田郷大村(八屋村大字大村)の土居是なりき、親實天正十五年黑田氏に殺さる。

四郎丸(シラウマル)　今山田村と改む、宗像八幡宮とて古社あり、之を三代實錄に載する大富神なりとも稱す、然れども同社の應永十一年棟札に「奉造立、宗像大菩薩御寶殿一宇、三間四面、右意趣者、爲大願主上總介藤原政綱」云々とあるにて、大富神にあらさるを知るべし。(國志云、宇佐大鏡に神封を記して「一所、三毛郡、四至東限山、南限山田御寺、西限海、北限山」とある地は今所在を詳らかにせず、何處歟。○國志云、大富神は郡中の大社にて、三才圖會に上毛郡大富明神社六十石と錄す、創始不詳、仁治二年本宮造立の棟札、其外古文書存せり、森の東西には小川流て大木繁々たり、昔は當宮を炊立の宮と云、社の下迄汐上りし所にて、住吉の神鎭座し給ふ、則大富社と申す、今此社海邊を去ること十四五丁なれど、年々汐かれて岡と成ること多し、天正十五年兵火山田親實亡び、神人多く散亂せり、毎年六鎮の濱にて神禮あり、此古趣の神事に豐前樂を奏す、此樂甚古めかし、王代軍事の古式なりと云傳ふ、企救郡に殊に多し、田川京都其外大同小異なり。

八屋(ハチヤ)　宇島の西に接する海村なり、又八屋に作る、戶數四百、宇島と共に泊舟の小港なり。(原城紀事云、天文十七年、備後某厄利亞三十一人、豐前八屋浦に泊せり、其徒六人投化す。(耶蘇天宗記)

春の日の遥に道の見えつるは八鋪の濱をゆけばなりけり。(夫木)　　大貳高遠

炊江郷(カシキエ)　和名抄、上毛郡炊江郷。(今詳ならず、山田郷の南なる當村にあらずや、横武、合川、岩屋などに當る歟。

和歌雜に、やひろの濱は豐前三毛の渡のわたりと曰へり。

豐前志には炊江は八屋驛の西、緒子川の水上に其字殘る、或は鳥越の邊に作木江の字殘るとあれど、八屋の近地とすれば、山田郷を本復す、正倉院文書大寶二年戶籍には「上三毛郡加自久也里」の河邊勝、上屋勝等の姓氏見ゆ、加自久也(カシクヤ)郎炊江に同じ、也を江になまれるのみ。

(加自久也)

岩嶽川(イハタケ)　一名香川と云ふ、求菩提山に發し、東北流下河内に於て二分し、一は宇島の東(三毛門村大字香川)に於

（沓川）

て海に入り、一は高瀬の西（三毛門）に於て海に入る、長凡六里、一説此流を以て古の御木（ミケ）川と論す。

求菩途上　　遠帆

寒煙淡々路悠々、殘照斜横隱樹頭、農父輟耕歸去盡、棲鴉流水一林秋、

（下河内）

松尾山（マツノヲ）

上毛郡の南嶺にして、山國谷の西北を塞ぐ、合川（アヒカハ）村、友枝村等は其麓なり、合川の大字下河内（シモカウチ）は、宇島の南二里餘に在り。○國志云、松尾山は犬岳の東に連り、醫王寺在り、大化年中、能行上人開基にして、後山山伏に屬すとぞ、法頭を高明院と曰ふ、山中杉檜茂りて森々たり。（能行は法蓮の弟子、豐鐘善鳴錄に見ゆ）

横武（ヨコタケ）

下河内の北なる村にして、黒土千束（チツカ）二村に接す。○横武の大字山内に嶋八幡宮あり、宇佐の別宮と稱す、（國志）又黒土にも清水八幡宮あり、（豐前志）[illegible]原と云ふは是等の舊名にや、島津文書云「奉寄進正八幡宮御寶前、上毛郡勤原村、地頭職事、右爲聖朝安穩、異國降伏、殊有御祈願、所被避進也者、依鎌倉殿仰奉寄如件、弘安七年二月廿八日、正五位下行相模守平朝臣時宗（在判）正五位下行駿河守平朝臣業時（在判）」また宇佐神封上毛郡百堰は、宇佐大鏡に見ゆる如し。

（蜘蛛手）

求菩提山（クボテサン）

又蜘蛛手（クモデ）に作る、上毛郡の西南隅の峻嶺にして、英彦山の脉を承く、其南峯を犬嶽と曰ふ、標高三千五百尺。犬嶽（イヌガタケ）の東に松尾山あり、其南に檜原山あり、并に修驗道の行所なり、求菩提の絶頂を岩嶽と曰ふ、北は城井谷に臨み、西南は英彦山に連接す、岩嶽川は山中に發し、東北して上毛郡の平野に灌漑す、長凡六里、求菩提の山家を岩屋村と稱し、八屋宇島の南五里に在り。

（護國寺）

國志云、求菩提山護國（ゴコク）寺は繼體帝の朝に猛覺仙人開基とぞ、洪鐘銘、永德二年壬戌云々と勒す、今の座主は國主小笠原家の門葉なりとて、知行百五十石を領し、殿舍美麗なり、僧坊七十餘、山中に住す、求菩提とは山岸蜘蛛の手の如く支分せしは也、大講堂は弘安四年建立すと號し、明應三年、准三后道興法親王西國御下向の時、高祖以來修驗道無違亂旨、御感悅有り、一山に廿人の長床並に金襴の袈裟八帖、永末に許し玉ふ、是より聖護院に屬し奉る、道興の御歌に、

我も下化衆生の爲めに分入れば上求菩提と名のる山かな、

（犬嶽）

犬嶽（イヌダケ）山の九合目許りに池水あり、大洞ありて求菩提山伏の行場なり、筑後國の風土記に記せる「筑紫君石井、生平之時、預造墓、俄而官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、獨自逃豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲」とあるは此處。

同柏翁子、鑿[illegible]山洞、洞一名終南、　遠帆

終南何[illegible]蹄、千時[illegible]寞々、危[illegible]提心邈、寂[illegible]掩耳聽、谷深[illegible]氣黒、松合日光青、昔[illegible][illegible]個侶、相攜新衣帶、

豐前志云、求菩提山權現の末社に、鬼神と云ふがあり、緣起に「[illegible]天皇廿年、有猛鬼神、有惱人民、開基卜仙、以法力降伏之、其鬼埋[illegible]嶺上、[illegible]後崇其靈、云鬼神社」云云とあり、古きものとは見えねど、なほ傳說によりて記しものなるべく、おのつから筑後風土記の傳と符合する所あり、面白し、又此の山の名を求菩提（クボタ）と云ふ事は、葉椀（クボテ）を覆せたる狀に、山の容（カタチ）の類たれば成るべし、葉椀は和名鈔に「葉椀、久保天」大嘗祭式に「凡供神御雜物者、大膳職所備、多加須伎八十枚、葉居葉椀、久菩目、雙以笠形葉盤、比良目以笠形」などあるに考據すへし、又此山の開祖行善法師の事は、續紀「養老五年、詔曰、沙門行善、負笈遊學、既經七代、備嘗難行、解三五術、方歸本郷、矜賞良深、如有修行、天下諸寺、恭敬供養、一同僧綱之例」と見えたり。

訪無頂貫主　　遠帆

開君無頂館、突兀倚高峰、窓俯諸天雨、門臨太古松、炎氛三伏絕、苔色四時濃、決眥雲頂立、歸雲欲盪胸、

豐鐘善鳴錄云、釋行善、不知何許人也、養老初、抵豐前州求菩提山、自搏茅茨、獨居人外、求菩提山、蓋大己貴命所莅也、善利此山、有一童子、訂一盂飯、擎來備之、善知是天童、而祇受焉、已而登絕頂、端[illegible]致敬持呪、時有一天女、放光降於空中、告善曰、我是白山權現也、前嘗越智泰澄、與踏于天嶺、今復爲助汝、遙來到神嶽、汝獲得妙法、應化度衆生、善不覺五體投地、禮敬讃歎、乃就上宮、奉安其靈像、山中有五石窟、俱不測之靈區也、名寺曰護國、以鎮護國家也、又云、釋頼嚴、宇佐郡辛島村人、姓藤氏、赤染將軍之後裔也、保延初、同郡州、適求菩提山、訓誘衆徒、與修其廢、發建首搭造佛像、及營命工鑄銅版（長五寸横一尺）三十二枚、雕寫法華八軸於其背面、置諸嶽之寶宮、其字甫緻密、筆畫精妙、罔非凡庸之爲也、康治元年八月於宇佐郡妙樂寺、入石窟諸嶽焉。

求菩提銅版妙典歌　　遠帆

經時天保己亥年、偶[illegible]到[illegible]提嶽、山之開闢是何歲、老杉交枝參天、神宮剝落[illegible]、[illegible]字猶傳、[illegible]、古[illegible]前、就中銅版經一部、字畫分明色粲然、康治紀元歲壬戌、月屬初冬日廿一、御馬所[illegible]紀[illegible]木、[illegible]、當時王澤遍兩陬、政教遠向[illegible]、東巡西狩[illegible]期、春[illegible]秋[illegible]定[illegible]密、君不聞鬼武井呑六十州、戎馬塵昏五鳳樓、遂令[illegible]喧寰宇、無復[illegible]紫幸山邱、鳴呼自康治下至天保、源與平[illegible]幾春秋、如今四海干戈息、[illegible]、六萬九千全身佛、[illegible]長任[illegible]山頭、[illegible]古不[illegible]、作歌聊向山僧投、

求菩提山記云、上宮、東向神殿（板葺）五間三間（板葺）顯國玉（ウツシクニタマ）神、白山權現及二童子、十五童子祭之、社數大小七、中宮、有役行者堂、下宮、有山王社、大行事社、

山王爲北山殿。○護國寺の金石銘は曆應二年金鼓、永德二年梵鐘、享德三年舍利塔等あり、文化六年土中より保延久安の銘ある經筒二本を發見す、又大内氏下知狀

豐前國上毛郡、求菩提山護國寺領、別而以敬心之儀、令停止守護使入部詑者、彌可被抽祈禱之精誠者也、雖如此、若於現非法者、可加下知之狀如件、享祿貳年十月四日、周防介多々良朝臣（花押）。

築城郡

築城郡（ツイキ）

（築上郡）明治廿九年、政府本郡を上毛郡に合併し、築上（ツキカミ）の號を立つ、其郡號の雅馴ならざるのみならず、地勢又上毛築城の合同を不可とす、從の爲政者當に改正する所あるべし。○築城郡は地勢京都郡と一致し、東に海洋を控へ、西に山を負ふ、其東南上毛郡の交堺には求菩提山の餘脈連亘し、水系全く異なり。和名抄豆伊岐と訓む、三郷に分つ、小郡なり、蓋古の豐國東南の境にして、宇佐國御木と自ら疆域を異にせる者とす。拾芥抄筑城に作る、書紀通證に、天智帝の時此地に築城せられしやに述ぶる所あれど、謬れり、此地は太宰府防備の要衝に非ず。

今築上郡、面積凡十一方里、二町二十村、人口七万五千、郡治は八屋に在り。

大野郷（オホノ）

和名抄、築城郡大野郡。○今角田（ツノタ）村、椎田（シヒタ）村などにやあらん、郡の東南極にして、上毛郡山田郷と嶺脈を以て相分つ。

豐前志云、築城村の東南の方なる中原と云處に、王野八幡宮あり、王は大をあやまれるにて、建武四年宇佐宮放生會記に、「細男試樂料、辨分角田大野」とあるも此地とす、又宇佐大鏡

新開庄七十九町、四至東限上野井中田庄境、南限河井新相傳地境、西限河、北限山、件庄、延久三年十二月國符偁、宮牒偁、當庄者根本神領也、不知立券之年限、而去寬和年中、燒亡寶藏次、燒失公驗之後、于今奉免云々、

角田庄　東限大口堺、南限山、西限上杉、北限海、件庄者、守豐原時方之任、以長元四年、上毛下毛田河三箇郡、散在神領御封田八十五町五反之内、相傳立券、新加入田五十二町七段、守義任朝臣奉燈油料、以康平六年、庄内交公田、限四至立券、

常見名田、築城郡大野鄕、田數二百三丁三反卅、起請田二百卅町三反卅、用作八町。

角田（ツノタ）

蓋莊名なり、今角田西角田の二村と爲る、角田八幡宮は、貞觀元年角田莊司佐知の創建也と國志に見ゆ、宇佐大鏡に、康平六年角田庄神封の事見ゆ。○（松江）松江（ショウエ）は角田の大字にして、小市街を成す、八屋港の西北岸に當り、水陸の交通路を有す。

椎田（シヒタ）

今椎田村と曰ふ、海驛にして、湊町（ミナト）とも稱す、築城郡の名邑なり、戸數三百、郡内の諸溪流此に滙して海湖に入る、中津を去る四里、行橋を去る三里。

（湊）椎田に綱敷天滿宮湊八幡宮の二祠あり、又宇佐大鏡に見ゆる神封高墓（タカツカ）村は、今椎田の大字にのこる、湊八幡は蓋其由緒にて鎭坐するごとし。

搗木郷（ツイキ）

和名抄、築城郡搗木郷。○今築城村、八津田（ハツタ）村是なり、椎田の北に當る、搗木は築城に同き由、郡郷考に見ゆ。刋本槝木に作り、書紀通證に「天智紀四年、筑紫國築大野及椽二城」とあるに引當て、及椽は槝木に同し、於與嗜と訓むと注す、此說採るべからず、郡鄕考、槝に搗の誤にて、搗は擣の俗通にて、築字と訓を同くすと云ふに從ふべし。延喜式築城驛は此に外ならず、今大字に別府と云ふ地存す、又大字弓師（ユミノシ）あり、是は弓削部の故里にや、延喜兵部式に、豐前國より弓箭を太宰府へ貢進する例見ゆ。

築城（ツイキ）

今築城村と云ふ、國志云、築城町は商家相對して、町立也、藥師堂の北に由利若大臣の臣、別府太郎次郎の屋敷跡と傳ふる所ありて、名邑なり、（築城川）築城川は一名二口川と曰ふ、又音無川あり、應永中音無川に合戰の事、菊記に出たり、此川の末は椎田港に至る、築城川五里、水源求菩提山に出つ。

八津田（ハツタ）

又宇呂津（ウロツ）（一作宇留津）とも曰ふ、築城村の東なる海村也。○安西軍策云、天正十四年、豐前國宇呂津城には賀來與次郎を大將として籠居りけるを、南は黑田長野宗像、北は小早川、西は吉川勢三方より押寄る、惣じて討捕首一千余、生捕の男女四百余人、見懲の爲めとて悉く張付に掛けられ、諸軍勢神田の松山へ打入けり。○（宇留津）豐薩軍記云、築城郡宇留津（ウルツ）の城に賀來新外記と云もの籠居たりしを、小早川黑田兩手に打取。

綾幡郷（アヤハタ）

和名抄、築城郡綾幡郷。○今下城井村の東部、及び葛城（カツラキ）村に當るごとし、搗木郷の南にして、椎田の西なり、赤幡八幡宮あり、綾幡の訛なるべし、（奈古）葛城は宇佐大鏡に奈古（ナコ）莊と錄せる地なり。

赤幡（アカハタ）

今下城井村の大字と爲る、宇佐大鏡、赤幡八幡宮は、推古帝の朝に、赤幡天降りし靈蹟なりと錄す。又云、築城郡貴幡社田十町、近來被押領、奈古庄所殘僅二町餘也、橘社田十一町、近來國衙押領之、赤幡社者本府領也、而源帥卿之任、以去保安二年、奉寄三箇社其一也、因茲至于貴幡橘兩社領、尙爲神領云々。

桑田郷（クハハタ）

和名抄、築城郡桑田郷。○今下城井村の中にして、安武（ヤスタケ）、深野など云地ならん、宇佐大鏡に「桑田郷、東限赤幡社、南限傳法寺」などあるにて、

(安武)

其位置を推すべし、傳法寺は今上城井村の大字なり、上城井は築城川の水源なれど、和名抄仲津郡狹度郷に當る者のごとし。

按に安閑紀「豐國滕碕屯倉、桑原屯倉、肝等屯倉、大拔屯倉、我鹿屯倉」とありて、此諸屯倉は大抵京都郡附近に散在す、其桑原と云は築城郡桑田郷と同しかるべし。

狹度郷 和名抄、仲津郡狹度郷。○今上城井村、伊良原村なるへし、上城井に大字寒田あり、蓋狹度の訛なり、此地は彥山求菩提山の北麓にして、築城川(上城井村)祓川(伊良原村)の源とす、卽中世以降には城井谷と稱したる山谷の中なり。

(城井谷)

傳法寺 今上城井村の大字なり。國志云、岩戸見大明神は安武手永傳法寺に在り、元曆中、宇都宮信房城井谷に移住したる時、野州より迎奉り建立す、天正以降、宇都宮氏亡びければ此社も衰へぬ。

處分、豐前國私領田畠等事、田地二百八十七町八反卅之內、

築城郡桑田郷、田二百六十二町六反卅代、

　傳法寺本庄四十町、　加納三百餘町、

以仁平二年立券、成勝寺御庄也、近來本家八條女院、但依院宣相傳、肥後國阿蘇宮與、

赤幡社　東限赤幡社、南限傳法寺堺二石、西限鋤坂峰、

　北限熊瀨木大路、

仲東郷城井浦　四至、限東屋岡、限南高座、限西仲西郷高屋浦上道、限北加女淵、　字横淵浦田二丁六反卅代、

廣幡社　田十町、　楯社　田十一町、

件六箇所內、於傳法寺者、當宮祝大神宮方之所領也、而以去永德二年、讓與舊神官之間、天永元年、令沽却字佐宮假名常見御領畢、後鹿宗高實退取彼文書、付進宇治庫定殿、祇候別所阿闍梨房立券之時、號彼四至內、桑田大野兩郷名田、及城井幡野三箇社等、被打入也、抑仲東郷城井浦田畠、本是當國追捕使、早部安恒私領也、康平七年、爲物之代、所點定也、安恒舍弟權掾貞恒、預件所之後、以天仁二年、與見直彼太子被買得也、寄宇治僧正御房地頭、大藏種人同男種遠等、以武威押領之間、傳法寺本家高陽院訴申之日、爲鳥羽院御沙汰、以去仁平年中、雖被成廳御下文、不永引云々。(大鏡)

寒田 今上城井村の大字とす。國志云、寒田に城址一所あり大平と云ひ、城井宇都宮氏の要害にて、又壽口と云屋敷あり、常は是に住居也、宇津宮民部少輔鎭房、長男彌三郎朝房と號す、天正十五年、秀吉公薩摩打入、御先陣相勤と云とも、何か御氣色に應せず、伊豫國へ所替命せられしに御受せず、依て黑田孝高父子中津の城にて討取りけるとぞ。

發軒紀行云、城井谷は山合の狹き所纔に河を容る、左右は皆山なり、寒田村は民家多し、築城村へ三里餘、寒田の端口と云ふ支村に城井氏の宅跡あり、高さ八九段計り、前の川兩岸屛風を立たる如し、此宅跡の上に城跡あり、入口に大石ありて門の如し、四方皆岩石にて人の通るべき所にあらず、入口を固く防がば、百万の兵を用るとも攻落すべからず、求菩提山は寒田の東一里なる高山とす。

(本庄)

〔豐前志云、城井谷の本庄と云所に、天德寺てふ禪房あり、卽宇都宮氏の菩提所とす、城址をば茅切山と名づく、太宰管內志には、宇都宮氏初め仲津郡城井郷の神楽の城に居る、數代居住の後に、築城郡本庄に移り、木江を以て詰城と爲したりと述ぶ。

京都郡

京都郡 明治二十九年、仲津郡を合併し、今面積十一方里、民口七万、二十三村に分れ、郡治を行橋を置く、此郡は築城郡と一境を成し、東は海に至り、餘の三方連山高低して之を繞る、古の豐國卽此なり。

京都郡、和名抄美夜古と訓じ、四郷に分つ、上古豐國の長峽縣と稱したるを、景行天皇此に行宮を興し、之に御したまへるより、京の稱起る、靈異記には宮子郡に作る。

(宮子郡)

太宰府の盛時鎭營を置き、板櫃と犄角して、豐長の關隘(卽馬關海峽)を守備せしむ。天平十二年、太宰大貳廣嗣の亂、三道關隘に向ひしも、京都營歸順し、其田河道豐後道皆官軍の制する所と爲り、廣嗣敗走す。其後國府及び草野津(仲津と號す)尙此に在りて、豐國の中心たるを失はざりしが、後世に及び稍衰ふ。○豐國とは古代豐前豐後二州に涉れる稱なり、然れとも分別して之を指せば、京都郡を本とし、築城幷に企救田川等に涉れる者とす。國造本紀に「豐國造、志賀高穴穗(成務)朝御代、伊甚國造同祖、宇那足尼定賜」と見ゆる如き是也、伊甚安房二國造は同祖にて、天穗日命の裔孫に出つ。然るに豐後風土記に「豐國直祖菟名手、景行帝の御宇に豐國を治し、中臣村に到り瑞草を得て、豐國直の姓を賜へる由」を載す、此菟名手は國造本紀に豐前國造と爲せば、宇那足尼と異姓異人なり、宇那足尼は天三降命の裔と云ふ者にや、又大原足尼と同人にや、天孫本紀「饒速日尊十世孫、大原足尼命、筑紫豐國々造等祖、田部與曾命之子」など錄し、また天神本紀には饒速日尊天降供奉の三十二神中「天三降命、豐國宇佐國造等祖」と錄す、異傳と謂ふべし。又安閑紀に見ゆる豐國屯倉、滕碕大拔は企救郡、肝等は京都郡、桑原は築城郡、我鹿は田河郡に在りと臆想せらる。

(豐國)

仲津郡（ナカツ）

明治廿九年廢し、其地を京都郡へ復歸せしむ、築城京都の間にして、祓川今川二水に縁れり。

和名抄七郷に分つ、正倉院文書、大寶二年籍、仲津郡丁里といふは疑ふらくは木里の字畫誤消したるにやあらん。鎌倉府の初め、宇津宮信房守護として下向し、城井郷に居る、子孫因て城井氏と云ふ、木里即城井にや。

氏族志云、文武帝時、仲津郡丁里、有丁勝馬手、其族有黑田勝、阿射美勝、古諸勝、田部勝、高屋勝、狭度勝、大屋勝等氏〔正倉院文書〕○按に丁里は木里の誤點にて、城井郷かと思はるゝも、伊字を添へずして井字を加ふるは、古字古音の例に叛けり、阿射見は和名抄本郡呰見郷にして、高屋狭度も郷名を存す。

城井郷（キヰ）

和名抄、仲津郡城井郷。○今城井村、節丸（セチマル）村是なり、狭度郷の北に接し、祓川の上流に在り、城井谷と云ふは狭度稗畑築田の諸郷に渉り、仲津築城二郡の疆域を混同したり、宇都宮氏之に居り、豐前の名族たり、故に城井氏と曰ふ。

城井城址（キヰ）（木井）

城井村大字木井馬場に在り、天正中宇都宮鎮房城主たり、十五年豐臣氏の西征するや、黒田孝高本州六郡を賜はる、土豪尚則平に就かず、所在命に抗す、鎮房は城井に據て命を拒む、秀吉孝高をして之を伐たしむ、孝高謀て子長政の爲めに鎮房の女を娶る、鎮房來りて婚を拜す、長政自ら鎮房を斬る、餘黨平定す。○國志云、木井馬場に安樂倉明神あり、其側に宇都宮明神あり、建久六年、宇都宮大和守信房の勸請にして、天正十七年、宇都宮氏斷絶の後衰へたり。○下野國志云、九州治亂記を按するに、天正十六年十一月、豐前國城井谷の城主宇都宮中務少輔鎮房、同父長甫入道と共に、黒田筑前守長政の爲に生害す、是は長政數度攻寄て合戰しけれども、城井谷は深山の山續きにて、險岨の要害なれば、容易に攻難き故に、偽て和睦をなし、吾方へ招き寄て討亡ぼせるなり、鎮房の息女を長政妻となして、馬ケ嶽の城に置けるが、是を磔になして殺したり、其時彼女のよめる「なかくにきいて果なし唐衣たか爲に織るはたものゝ音」鎮房の嫡男彌三郎朝房は肥後國に退れしを、尋出して殺されたり、其子左近穂房、其頃幼くて東國に逃れ來り、成長の後越前少將綱昌卿へ召出され、子孫連綿たり。○城井氏の名は、八幡愚童訓に紀伊と錄し、蒙古役に出戰す、下毛郡野中氏も同族なりと稱す、其祖は元曆中下向の宇都宮信房なりと云ふも、信房以前別に紀井氏あり、故に蒙古寇記に述べて「紀井氏、壽永中有紀井通資、爲平知盛目代、居豐前、其子孫至元弘二年、屬大友貞宗、討北條英時、其後有任豐前守者、又有常陸介、又有出羽守、貞治三年爲菊池武勝所滅、文永距壽永凡八十餘年、則與于此役者、當在通資男孫之世」云々と曰ふ　史徴墨寶考證には、宇都宮常陸前司守綱、城井城に在り、當時宮方に與したりと曰ふ、一說、信房五世の孫冬綱、武家方に屬し、本洲の守護を拜せしに、正平中菊池氏來討し、新田貞基を馬嶽に置き、城井氏を壓したることありと、今系圖に據れば、信房の子景房、其子信景（建久元年、九州四頭奉行）其子道房、其子頼房、其子常陸介冬綱（曆應元年、豐前守護、延文五年、於筑後抜與官軍合戰）次参河守隆房（延文五年屬官軍）など見ゆ。

高屋郷（タカヤ）（犀川）

和名抄、仲津郡高屋郷。○今東犀川（ヒガシサイガハ）村、南犀川村、西犀川村等是なり、東犀川に高屋の大字存す、城井郷の西に接す、今川の水源なり、高屋八幡宮は宇佐鏡に橘八幡と云ふものに同じ。○今行橋より田河に通ずる鐵道は、犀川に車驛を置く。

國志云、高屋の藏持山寶仙寺は、推古帝金剛四年、靜遍上人開基す、昔此山に九十九坊あり、本山に卅坊、田山に卅坊、城井の常山寺に卅坊附屬すと云ふ、今も十八坊ありて、講堂は彌陀釋伽觀音の三尊を安置す、山中には杉檜の大木立込て、山氣[illegible]うして森々たり、山中大岩巖々として、秋の紅葉奇景なり、[illegible]谷寺を[illegible]ると云ふ事もあり。

木山（キヤマ）

豐津西犀川村の大字なり、馬嶽の西南に接し、生立八幡宮あり、此木山井に谷口（タニグチ）の邊に、窯屋（カマヤ）と方言する古窯址存在し、窯屋原の稱あり、之を發掘せば、瓷器、瓶、玉類、土器など種々出づる由、書に見ゆ。

豐津（トヨツ）

今豐津村と云ひ、小市街を成す、行橋の南一里餘、大字國分あり、國分の北に國府址、惣社宮等數町の間に散在す、祓川今川其東西を流る。

國分（コクブ）

國分寺在り、天正中兵火に罹り荒廢したるを、寛文三年、國主小笠原忠眞佛料を進めて再建し、樓門鐘樓等を修し、後寶永六年造營を加へらる、是れ僧寺にして、眞言を奉す、尼寺は其近地德政（トクセイ）と字せる所に遺に存すと云ふ。〔國志〕

國府址（コフ）（草場）（總社）（國作）

祓郷（ハラヒガウ）村大字草場（クサバ）に在り、此地は和名抄仲津郷にして、祓川其東邊を流るゝを以て、後世祓郷と稱せり、國府官幣宮存す。○延喜式、豐前國上遠國、管八郡、行程上二日下一日。國郡沿革考云、和名抄曰、國府在京都郡と、按に京都郡に府の遺名なし、仲津郡草場村に在廳屋敷ありて、國分村に國分寺存し、且總社（ソウジャ）村もあれば、國府は初より此郡に置れしものにて、和名抄京都郡に作るは誤なるべし。草場の南邊に大字總社あり、又大字國作（クニツクリ）あり、國作は豐國造（トヨノクニノミヤツコ）の住みし所と國志に見ゆ、疑ふらくは國作神社ありて、其社後世廢絶して地名に遺れるならん、古事記に錄せる豐日別（トヨヒワケ）若くは風土記の豐國直祖菟名手、又は國造本紀に見ゆる豐國造宇那足尼なるを祀へるならん。

祓川（ハラヒ）

求菩提山の北稜伊良原（イラハラ）に發し、北流城井谷（キヰダニ）を過ぎ、仲津の平野を貫き、沓尾崎と蓑島の間に至り海に入る、長七里、祓郷村は其平野の地にして、其水名に因れ

る者ならん。

官幣大神宮（クワンペイ）

草場に在り、昔宇佐奉幣の勅使が、府館に就きて幣物（金銅[illegible]御正躰）を奉宿せる所とす、勅使官幣社の例は安藝國にも見ゆ。國志云、官幣大神宮は草場村にあり、この村古は中臣村と云ひ、宇佐奉幣[illegible]、今井津より次に此に宿し、祭事ありしと云ふ、當社古文書、

禁制　草場村官幣宮

右諸軍勢甲乙人等、亂妨狼藉、并竹木採用之事、堅停止畢、若於背此旨者、可處罪科者也、仍下知如件、

天正十五年二月六日　小早川左衛門佐判

両[illegible]記の應永六年正月、大友毛利合戰の條に、大内[illegible]の湊に着岸す、豐前の諸士北亀左京太夫、官幣の宮[illegible]降て仲津[illegible]すと見え、又大内[illegible]見歸陣の條に、[illegible]國より[illegible]大社へ代参の事、[illegible]、官幣、甲[illegible]社へは冷泉判官[illegible]とあり、[illegible]村に在職として、都より官人下りて住めり、其[illegible]に官幣[illegible]として宇佐の宮の神躰所ありと云ふ。

官幣大神宮[illegible]云、[illegible]日別宮、或左[illegible]北[illegible]社、[illegible]伊和（ヤイワ）井宮、[illegible]御正躰、長光社務、相傳[illegible]、宇[illegible]生[illegible]行幸會、御進發[illegible]、御幸[illegible]三合（[illegible]）、京[illegible]村名[illegible]、以[illegible]之）[illegible]使、今[illegible]草場宮、[illegible]日別大神與官幣[illegible]、而[illegible]官幣大神、[illegible]上[illegible]之[illegible]在之、草場大神定議人、在廳官人、勅使代而下、神幸之經路者、八月九日、草場之[illegible]、[illegible]假宿也、國作、[illegible]、[illegible]有細男樂、十一日、發[illegible]社、[illegible]、假宿[illegible]清八幡宮、[illegible]之[illegible]、同上[illegible]山田[illegible]宮、京都坂上[illegible]門[illegible]假宿、山田[illegible]、宿下[illegible]邑、[illegible]音樂、十二日、[illegible]、宿宇佐[illegible]、十三日、[illegible]野邑、[illegible]、[illegible]八幡[illegible]、[illegible]開[illegible]、着幣[illegible]。

豐前志云、此に官幣宮と稱するは、宇佐宮へ御[illegible]進の官幣を、暫し納め置く宮なればなり、[illegible]の官幣を此の宮に納め置くは、田河郡採銅所村なる長光家に鑄造らせ給ふ御鏡の成るを待ち給ふ間[illegible]、如斯て其の[illegible]を官幣大神と稱して勅使の京より持ち下らせ給へる幣帛に添へて、宇佐宮へ[illegible]進發給ふに、豐日別大神も行幸有りし趣きの聞ゆ、[illegible]田[illegible]神を幸神とも唱へしは、中世[illegible]のみ。

仲津鄕（ナカツ）

和名抄、仲津郡仲津鄕。○今の[illegible]村、[illegible]津村并に今川村なるへし、古の府邑にして、名義は中央なるべし、津は之の義とす、津門港濱の津と相異す。

豐前志、豐前國志、[illegible]に[illegible]を以て中臣の[illegible]地と論するは從[illegible]し、宇[illegible]大[illegible]に仲[illegible]東鄕と稱するは、本鄕にあたり、[illegible]仲[illegible]に[illegible]久[illegible]三村を存けたり、[illegible]は今今川村に屬す、又官幣宮傳記に東鄕内[illegible]村[illegible]一町と[illegible]するは、今[illegible]村の大字[illegible]政にあたる、以て[illegible]に[illegible]大[illegible]を[illegible]るを得ん。

宇佐大[illegible]云、仲[illegible]八反、[illegible]三反、[illegible]五反、公田十二町四反二十、　仲東鄕公田廿六町九反、仲北鄕卅七町[illegible]反、　内[illegible]定[illegible]卅二町、[illegible]、[illegible]三町[illegible]二十、[illegible]二町二反三十、[illegible]、[illegible]中[illegible]名、[illegible]也、

（政德）（富彌）

今川（イマ）

[illegible]の[illegible]、[illegible]村（今[illegible]川[illegible]）に發し、[illegible]に至り東北に折れ、岸川と云ひ、又今川と曰ひ、行[illegible]村の東南を過ぎ、[illegible]に[illegible]海に入る、長十里、[illegible]川村今川村は此下游なる沿岸村落なり。

大野井（オホノヰ）

今今川村と改む、行橋村の西南に在り、國志に大[illegible]は[illegible]に大野川原とよみたる地にて、[illegible]多く生する[illegible]日へり、[illegible]式一[illegible]國中[illegible]、[illegible]、[illegible]」など見ゆれば、[illegible]事も一考に足る歟、

[illegible]かる大野川原の水[illegible]にこひにし妹が紐とく吾者、

（萬葉集）

一説、大野川原は大野井原の誤にやと。

呰見鄕（アザミ）

和名抄、仲津郡呰見鄕。○今祓[illegible]村の東部にして、祓川の右岸を指せるならん、大字呰見存す、呰見は正倉院古文書に阿射美に作る、仲津村（ナカツ）（古の仲津鄕に非ず、[illegible]村の東に接比す）も本鄕の屬[illegible]。

官幣宮傳記云、昔年左[illegible]北古神、立伊[illegible]和山、見[illegible]水、此川不[illegible]、名所[illegible]見川、又其日東[illegible]見河、円號呰見川。

中臣鄕（ナカトミ）

和名抄、仲津郡中臣鄕。○今今元（イマモト）村并に泉（イヅミ）村なるべし、呰見、仲津二鄕の北にして、祓川の東にあたる。

[illegible]中臣[illegible]を以て草場[illegible]の[illegible]と爲したるは、全く其實に反するごとし、宇[illegible]宮[illegible]日記に「仲津郡内、今居八町」又官幣宮傳記に「中東鄕今井市場、封八町」とあるに據れば、今井の邊と斷定すべし。

豐後國風土記云、[illegible]、本[illegible]國合[illegible]一國、昔[illegible]向日代宮御宇、大足彥天皇、[illegible]國直等[illegible]名手、遣治[illegible]國、往至豐前國仲津郡中臣村、于時日晩[illegible]宿、[illegible]有白鳥、從北[illegible]來、[illegible]此村、[illegible]名手[illegible]者、遣見其鳥、鳥化爲餅、片時之間、化芋草數千株、[illegible]菟名手見之、[illegible]、歡[illegible]云、化生之芋、未曾有見、至[illegible]之德、[illegible]之瑞、[illegible]上[illegible]、[illegible]、即[illegible]菟名手曰、天之瑞物、地之[illegible]草、汝之治國可[illegible]、[illegible]姓曰豐國直、[illegible]國曰[illegible]國、[illegible]分[illegible]國云云、

今井の邊、河水[illegible]合の所なれば、古今水[illegible]移あり、大[illegible]時[illegible]田[illegible]（[illegible]）と仲津鄕の間に、方二三十町許の江[illegible]は[illegible]り、[illegible]其江口を塞さ、京都仲津二郡[illegible]諸[illegible]之に[illegible]す、[illegible]野津と曰ふ、後世江[illegible]して、今井大[illegible]（オホハシ）行事[illegible]村、[illegible]堆[illegible]の上にありて、郡界又多少の[illegible]

灘あり、以て近代の地形を成し、草野の津は全く亡ぶ。津留里、今井津は三四百年前まで草野の名を傳ふれど、今は泊村傳通にて僅し、但それ今後と雖、蓑島に築港して、東北周防灘より西南肥筑の野に通せば、形状一變して、瀬戸内と不知火と兩海の間に直道を開くを得ん。

今井

(元永) 今元永村と合同して、今元村と改む、今川祓川の川口にして、河流の推沙と海湖の乾涸により、汀線古今の差ある地なり、祓川は今井の東南を過ぎ、沓尾埼に至り海に入る、今川は今井の北内を過ぎ、蓑島に至り海に入る。〇國志云、元永手永の今井祇園社は、建長中の勸請にて、此地は二州より寒通の別なく參詣人夥し、今井はその昔津の港にて、當時宇佐勅使下向の時、今井津に着岸したること古記に見ゆ、今は海を去ること十餘町の陸地となれり、(鶴港) 又鶴ノ港はこゝも今井津の近傍なり、應永戰記に、津留ノ港に着岸し云々と數々見えたり、又は上代今井津の港に着岸せしが、海上潮れて陸となり、津留の港に着岸せしと聞ゆ、而も今は纔も七八町の岡となりて、沓尾崎更に港となれり、(沓尾埼) 沓尾崎は地理綱鑑に曰く、彦火々出見尊鉤を兄の神に返玉ふとて、龍宮より歸るさに、豐玉姫玉依姫を伴ない、宮居したまへる所と、今も龍姫明神あり、一殿に祭神豐國媛と申し、龍宮より渡らせ玉へる神也。

從沓尾浦、舟赴長門、　　佛山
靑年背例出鄕關、幾回同舟過此間、一事不成堪愧死、
白頭重對穴門山、

大内氏實録云、文亀元年閏六月、大内の兵大友少貳と豐前に戰ふ、敵馬岳を圍む、仁保左近將監護郷、仲津郡沓尾崎に於て討死す、七月杉木工助弘依等、大友少貳の兵を擊退す。(古文書)〇豐前志云、元永妙見祠の攝社に祇園あり、今井の祇園即是なり、慶長十五年縁記に「豐田太郎盛忠、當信北斗尊見尊、卜采邑之山、創造小社一字、敬禮無怠、實天曆六年壬子春也」云々と見ゆ、此の社に永享八年の鐘あり、其鐘銘云「奉再興、豐前國仲津郡元永村妙見宮、鐘一口事、右旨趣、爲天朝安全地久圓滿、殊者信心檀那女人、長安萬國、源氏開發寺之寶者、現莊鐘、過非想非々想天、天龍八部衆、可預護加護取也、仍旨趣如件、永享八年丙辰十二月十四日、本願妙圓禪尼、大工藤原賴安」と〇佐田文書

豐前國元永村、元永彌次郎入道跡內、同國伊加田庄、武藤對馬左近將監入道跡內、肥後國岩野村、隈部彥次郎跡內、同國木葉村、志々岐彌太郎跡內、地頭職事、爲勳功之賞、所宛行也、早守先例可致沙汰、仍執達如件、
觀應元年十二月二十日　　沙彌判
宇都宮因幡守殿(公景、城井氏、又稱佐田)

蓑島

沓尾埼の北五町、今川祓川の川口に當る海洲なり、東西三町南北十町、民家三百許あり、蓑島村と云ふ、古の仲津(草野津)の灣内に當るを以て、其名早く詠歌者流の間に聞ゆ。

豐國のみの島山のほとときす頭は雨にぬれて行らん、(重之家集)　さみたれに名を頼みてやあま小舟蓑島へこそ漕渡るらん、(丹後守爲家百首)

國志云、蓑島は海上に浮べる一島にして、古より如何なる高波にても浸さるゝ事なく、月峯の誹諧書話に述がたし、浦々には種々の眞砂貝ありて、小糸が浦に小島の天神靈座あり、人家數百、軒を連ねて繁昌なる浦にて、要害も嚴き地也、天文天正の比、此島に杉因幡守某植霜る本は防州陶軍にして、大内滅亡後、大友に屬せし處、日向耳川の戰に、大友敗軍に依り、織田信長に仕へんと謀りする處に、大友方の岩石の城主高橋九郎、此由を聞き早く討殺せさて、手勢二百人にて馳向ふ、又相加はる人々には長野助盛、同義高同藏人、安藤長好、長野盛長、立野爲盛、坂義忠、規矩種長、門司親任、戸上則當、九筒口民部、鄕合五郎千餘騎にて、天正八年閏三月二日、寂寞の濱に押寄せ、石火矢を打掛る、城よりも聲を合せ十餘合たゝかひけるが、杉が郎等多く討たれて、妻子を舟に乘せて豫州へ遣し、因幡守父子は難波を志し、小船に乘りて押出すを、大友の軍兵神を立切討取りける。

海東諸國記に「豐前州邦吉、戊子年遣使來朝、書稱豐前州蓑島海賊大將、玉井藤原朝臣邦吉、以宗貞國請接待」とあるは この島の郷士なるへし、應永戰覽に「千田九郎豐房は蓑島の人にて國の守護代(大内家臣)杉彈正弘信に奉仕し、應永六年鶴の港に在陣して、海邊を警固したる事」を載す、謂ゆる海賊衆是也。

行橋

明治廿二年、行事大橋の二驛を合併して、行橋村と改む、戸數一千、京都郡の治所にして、地方の名邑なり、小倉より十五哩、中津に至る十七哩、豐州鐵道の大驛とす、又行橋より田河郡に通ずる鐵道支線あり。

行事

又行司に作る、草野八幡宮あり、蓋其神領にして、行司管治の邑なりければ此名起る。國志云、仲津郡は今海岸を去る十町餘なれど、正八幡宮ありて、其昔は江海の中の様に見ゆ、行司の市町も、舊草野の枝鄕なりしが、今繁昌の地と爲る、是も古は海中なりと云ふ、(大橋) 大橋町は行司と相接して一溝を埓するのみ、享保の頃まで在鄕なりしを、町割を爲し繁昌に赴く、商人富家多し。

蔛野鄕

和名抄、仲津郡蔛野鄕。〇刊本には蔛見に作れど、高山寺本には蔛野とす、即古の草野津の地にして、今行橋村及び延永村の一部分にあたる。

草野津址

類聚三代格云、去天平十八年官符、官人百姓商旅之徒、從豐前國草野津、豐後國國埼坂門等津、任意往還、擅損國物、自今以後禁斷云々、(門司を參看すべし)當時此津は太宰府より瀨戸内海の航路に就く一要港なりしを知る、其港市の跡、今詳ならずと雖、今井(今今元村大字)行事の附近に外ならじ、行橋の北に草野の大字存し、

今延永村に屬すと云ふ、古津退轉して、彼所に其遺名のみ傳ふるならん。

高家鄉

和名抄、仲津郡高家鄉、○今詳ならず、高屋と重複したるにや、未た徴證を見ず。

馬嶽

犀川村稗田村の間なる横嶺にして、京都郡の平野に隆起す、高二百米突許と雖、善く人目を引く、陣營址あり。(今稗田村大字大谷)

(馬岳城址)

國志云、京都郡馬嶽岳、應永廿八年の頃、征西將軍の臣新田上野介義基在城、三代居る、大內勢に攻取らる、後明應九年より大友に屬し、文龜三年より大內に歸す、天正六年より長野三郎左衞門助盛守りたり、九州軍記、弘治二年大友宗麟豐前へ發向あり、馬嶽には奴木親清在住せしを、田北朽網を指向けられしに、親清城を明渡して降人に出つ。○一書云、馬嶽は京都企救二郡の主、長野筑前守在城、大友家より攻寄られ、筑後勢力盡て扱となり、長野は筑前に立退く、其後企救郡に立歸り、三ツ岳へ在城なり、弟莇盛に京都郡の押をして、等覺寺山に住す、又馬が岳へ在城して、京都仲津二郡を領したり、秀吉公九州下向の時、仲津郡今井より馬嶽岳へ滯留あり、香春岳を攻めらる、長野氏此時退轉す。

九日登馬嶽　佛山

清世恩波及逸民、優游半諳半畔間、秋風又醉黃花酒、多少英雄戰殁山、

登馬嶽、次韻、　佛山

片々寒雲出岫飛、依稀城上動旌旗、血流當日應漂杵、鬼餒千秋誰建祠、瀾菊孤穿疎籬亂、崖松獨坐大枝垂、吟人固有悲秋感、況是荒山弔古時、

大內氏實錄云、貞治三年春、大內弘世豐前の南軍を伐つ、二月、南軍名和伯耆權守顯長、同小次郎長生、菊池武勝、厚東駿河守等來り擊つ、弘世之を馬岳に拒ぐ、敗れて香春岳に退く、顯長等從ふて香春を圍む、弘世いかんともすること能はず、名和長生に所緣あるを以て、長生に就て誓書を贈り、降を乞ふて歸國す、(太平記、名和氏紀事、但名和氏紀事に、これを義弘とするはたがへり)續本朝通鑑曰、紀井氏率五百餘騎、應弘世、進兵擊名和岩松於小倉破之、武勝與厚東氏合兵、競擊之、弘世敗入河原嶽、武勝鬪之、名和岩松及還兵、擊大內後軍破之、斬卒長四十六人、步士二千人、生口六百餘人、又取船百餘艘、弘世就名和乞降。

稗田

馬嶽の北麓を稗田村と曰ふ、大字大谷は積なとあり、津積に御所谷と云ふ古蹟あり、其由來を詳にせず、蓋古の京都營址ならん。國志云、御所谷は馬嶽の西北に方り、東の御門、西の御門、中の御門と三つあり、御門の入口、右左の石垣歴然とあり、中の御門の石垣高さ二間、此脇に樋口あり、二の御門の石垣は次第に崩れて僅殘れり、淺き山なれど流水多し、小山の尾五六筋ありて、中の尾筋に五段ほどに切りてあり、此切りたる尾筋の上に御殿の礎石あり、礎石の數二十あり、東西三間半五つ並ぶ、中の御門右東の方長さ五間、西の方長さ九間、高さ三間、東西御門の跡石崩れあり、後に屛風の如く山周れり、麓にありし御殿の礎石は、次第に失せしものならん、此邊の土中より古土器類今も多く出る也。

(積津)

京都營址

大宰府所管の鎭城にして、續日本紀に見ゆ、土俗馬嶽を宰府の抱城と呼び、其下に御所谷の古蹟あり、鎭所即此ならん。(筑前青山の水城址、筑後の高良山の神籠石なとに參考すべし)○續紀云、天平十二年九月丁亥、廣嗣遂起兵反、勅以大野東人爲大將軍、徵發軍一万七千餘人、委東人持節討之、戊申、大將軍東人等言、殺獲賊徒、豐前國京都郡鎭長、大宰史生小長谷常人、企救郡鎭小長凡河內田道、但大長三田鹽籠等、著箭二隻、逃竄野裏、生虜登美板櫃京都三處營兵、一千七百六十七人、己酉、大將軍東人等言、豐前國京都郡大領、楉田勢麻呂將兵五百騎、仲津郡擬少領膳東人、兵八十人、下毛郡擬少領、勇山伎美麻呂、築城郡擬少領、佐伯豐石兵七十人、來歸官軍、又豐前國百姓豐國秋山等、殺逆賊三田鹽籠、又上毛郡擬大領、紀乎麻呂、謀斬賊徒首四級、壬戌、大將軍東人等言、廣嗣卒衆一万許、到板櫃河却還、降人申云、廣嗣謀從三道往、卽廣嗣從鞍手道、綱手從豐後國、多胡古麻呂從田河道、但廣嗣之衆到、二道未到。

(御所谷)

豐前志云、景行帝の行宮の跡は、今御所谷と云へり、其の跡に登りて立ち臨れは、土蜘蛛の住みし鼠窟(今云ふ青龍窟)は正北に當りて、遙に眼下に見下されたり、行宮を建て賜ひしも實に宜なりけり、扨其の宮地は絕頂平地にして、南北一丁東西廿間あり、其處に礎石二十並べり、其の周回東西五間南北四間半許なり、又中の御門、東の御門、西の御門と云ふあり、中御門の石垣は東方長五間高三間、西方九間高三間計なり、此邊に石の樋を懸けて山水を引けり、此の御門の前なる大池(池は中昔堀りし物と見えたり)の堤の下の田の字を門前と云ひ、又二の坪三の坪八條など云ふもあり、東西の御門は石垣崩れたり、扨中御門より行宮の蹟まで一丁四十間、西御門まで二丁四十間、東御門まで四十間餘あり、又山の周回四方に一里が程石垣あり、或は崩れ或は其の形の存れるもあり、抑上代には御在殿も礎をすゑず、地を深く堀りて柱を建つること、所謂る堀立家の如くなりしに、今此遺跡に礎石のある事甚た疑し、中昔此地に城を築きし事も物に見えず、土人の口碑にも存れる事なけれど、必地頭などが中世に要害を賴みて、城めかしき物など築きて住めりしものなめり、(伊藤常足云、馬岳の西北に當りて津積村御所谷と云ふ處あり、是れ馬岳の里城の趾なるべし)偖石樋の懸れるは、彼の御世よりの事にぞ有るべき、其は既に垂仁天皇の御代に、石棺作を定め賜

へる事古事記に見えたれば、其の御世に石作部の在りし事は論なし、今此處に近隣に石部村あり、石作部の住みし處にもやあらむ。

稗田村、古村上大有、　　海外
馬通蓬萊、鴻門一曹斜、此君三度到、禍我十分加、
當行元無定、詩名自作家、身隱陰論種、生計寄樺霞、
寄語詩男輩、香浸漏殘汐、也似書與々、琅書隨磷花、

稗田村の西に接する山村なり、松田新町と呼ぶ驛所あり、七曲峠を踰えて、香春驛に至る一里半、

久保

(新町)

此七曲峠は往昔仲津より太宰府へ通ずる孔道に當ると云ふ、謂ゆる田河道なり。○防州山口興隆寺文書、「寄進、豐前國久保庄内、號拂童田事、云々、明德元年」。

(七曲峠)

豬膝紀行云、稗山村の東に七曲峠とて、上下一里の坂あり、山上より北東の方、海陸のながめ最よし、東の麓に上[illegible]村あり、其西に障子嶽あつ、天正十四年、黒田の攻落し給ひし城跡あり、高橋元種の端城なり、上野新町は馬次とす、新町の西に等覺寺と云ふ佛字あり。○豐前志云、障子嶽は建武三年足利駿河守統氏の築く所、慶安元年千葉上總介[illegible]氏を守めて自ら居る、[illegible]六年千葉[illegible]亡びて、大内の領地となる、天正八年小早川掌握の城となり、同十七年[illegible]せり、今も[illegible]殘れり、又本城北の尾に[illegible]云ふ。

(障子嶽)

夜歸七曲嶺　　　　佛山
水街石如雷、雲扶月到手、夜又來遭我、驛路是松根、

諌山鄕

和名抄、京都郡諌山鄕。○今諌山村、稗田村、久保村、黒田村等是なり、馬嶽の北七曲峠の東なる山野の地を占め、高來鄕の南に接す、障子嶽西北に聳ゆ、高六百七十米突。

黒田

此村は稗田の西北に接す、人類學會雜誌云、豐前には古墳の多き、京都郡を第一とす、明治六年の冬、或人公冊にて同の遺古見[illegible]せし古墳は其の數七百に近し、そが中にてことに巨大なるは、京都郡黒田村の[illegible]なり、入口は正南に面し、高さ五尺餘横五尺にして、中の間は方八尺高一丈餘、奥の間は方一丈二尺高さ一丈餘、左右は大石にて構造し、屋根石は一間毎に一石を以て覆ひ、入口より奥に至る凡八間餘、中に横三尺長六尺高三尺餘の石槨あり、土俗之れを[illegible]と云ふ。○國志云、黒田村女神宮の古墳は、窟中七間にして、石棺(長九尺横四尺)あり、其室高廣各二間許、方俗石窟を瓦屋と呼び、近村諸所に多し、勝山權現と云ふは何當[illegible]を[illegible]と云ふ、天平十二年廣嗣叛[illegible]の時、朝敵を黒田の大坂山に討取り、亡者の祟あるにより、此に亡靈を祭れる者とぞ。

高來鄕

和名抄、京都郡高來鄕。○今椿市村、延永村是なり、椿市に大字高來存す、多加久と唱ふ。

長峽行宮址

今椿市村大字長尾あり、大字高來と相接す、景行帝の古蹟は此なるべし、行宮[illegible]の西一里。○景行紀云、天皇遂幸筑紫、到豐前國長峽縣、興行宮而居、故號其處曰京也。

津熊

今延永村に合同す、椿市の東にして、行事村に接す、宇佐大鏡に、康平四年津隈莊七十町、即此とす。

本山鄕

和名抄、京都郡本山鄕。○今詳ならず白川村小波瀨村などにあたる歟、高來鄕の北に接す、高山寺本に本田に作る。

新津

今與原片島を合併して、小波瀨村と曰ふ、古は新津の南に江湖ありしと云ふ。國志云、新津又荒津に作る、荒津の渡は八雲御抄に豐前國と注せらる、筑前にも同名あり、今は陸地と爲り、海岸を去ること十二町餘あり。○按に此邊を小波瀨と云ふは、有名なるべし、天平十二年京都郡の鎭所長を小長谷常人と曰へり、此に在住の者なりけん、與原に御所山と呼ぶ塚形の古墳あり。

(小波瀨)

片島

今小波瀨村の大字とす。豐前志云、片島の字にヘイセンシと云ふ田ありて、地藏免、鋳揃田、寺田、比丘尼屋舗など云ふもあるは、外記局日記に見ゆる、平井寺の跡なるべし。○片島は同役日記に賀田郷とあるに當る、豐前志に賀田を刈田に引きあてしは穩當ならず。

外記局、長保元年三月記云、太宰府解云、管豐前國京都郡白米事、副進同國平井寺講師長増牒状一枚、白米一斛、右得彼國去年十二月解状、(中略)抑此白米事以十一月廿一日、於宇原庄、前權守庄僧長、俗名早部信理、法名寂性申云、京都郡高來鄕平井寺東方居住、法師私宅、以去九月[illegible]夜雨米、夜中[illegible]見白米[illegible]多、明日出見頗以減少、但宅主法師他行、國守女等申如是者、(中略)今依國府旨、檢[illegible]内、以彼日夜、賀田[illegible]所立、平井寺住僧仁德住房門前、所雨白米、頗如小豆、日漸之後、頗以減少、仍撰米、一村下人貢以取得、[illegible]仁[illegible]他行之間、彼國守女命婦、僕所拾採、二三合許也、仍以十月十一日、相分[illegible]司其實、同時僧寂性、寺[illegible]山長松合見之、云々。

國志云、內之尾山は黒田鄕より西に當る、眞言宗にて[illegible]若院と云ふ、岩山の內に洞窟あり、窟の内高さ三丈横八間、深十八間、又[illegible]石と稱すべき、波[illegible]の巨岩あり、宇原神社は此處と云所にあり、社傳に曰ふ、昔火出見命嚮日の日向の神田の浦に、御[illegible]を[illegible]て給ふ、御[illegible]島と化る、則神島是なり、[illegible]は[illegible]に化る、豐玉姫に[illegible]し給ひ武鵜草葺不合命を產み給ふ、其產屋を字の羽にて葺合すに依り、宇原の社と申すなり、外記局記に宇原庄と云ふも此なり、又菅知山大權現と稱し、龍女豐玉姫の垂跡を以て與院と爲す。(按に今の與原と云ふは、宇原の訛にや)

(宇原)

(與原)

山口

今谷村、稻光等と合せ白川村と改稱す、片島與原の西に連り、等覺寺山あり、企救郡の貫山と相表裡す、標高四百米突許とす。

等覺寺

白川村大字山口に在り、國志云、等覺寺は天平中

(青龍窟)

窟空上人開基にして、上宮は白山妙理權現、下宮は天形星王を本尊とす、天曆七年谷坊[illegible]心修驗の法を學ぶ、其徒多く千餘坊と號る、應永五年、一山の衆徒千三百餘騎にて軍をなし、苅田の洞にて戰に[illegible]れて打負け亡びたり、(應永戰亂記にも出たり)首[illegible]僧正來て[illegible]再に復す、今に谷村と云所に塵[illegible]の[illegible]跡あり、又天正中大友の兵火に燒亡す、其奥院、生[illegible]大權現等窟は、東向き穴の入口高さ四間横八間、入口より上の口に拔出るまで百三十間、窟中に石佛あり、岩石の下底に穴あり、[illegible]松を燃して入、三四間程行けば次第に地下りにして漸く[illegible]あり、底に川流れ穴の深さ二町半許あり、[illegible]見が[illegible]は青龍窟の上四五町許にあり、[illegible]窟は青龍窟に次ける大洞なり。(此洞窟をば、豐前志に、景行天皇紀なる[illegible]石窟にひきあてたり)

苅田鄕

和名抄、京都郡苅田鄕。○今苅田村是なり、貫山の東麓にして、海洋に面し、[illegible]郡界に接す、行橋驛の北二里、延喜式には苅田驛とありて、[illegible]驛より國府に向ふ路次に在り。○安閑紀に見ゆる[illegible]

(肝等)

肝等屯倉も此なるへし、肝等苅田相近し、孰れか轉したるならん、中世の諸書に苅田を神田に作る、[illegible]あり松山と呼ぶ、海岸の上にして、其海中に神之島、毛[illegible]島、[illegible]島、[illegible]島など呼ぶ岩島[illegible]布す、不知火此海中に[illegible]出することあり[illegible]。

松山城址

此城は弘治年中毛利の臣杉帯刀の守りしを、大友方之を攻落すこと、九州軍記に見ゆ、永祿中しばしば大友毛利松山城を爭ひたること、大友記安西軍策に見ゆ、蓋大内氏當國管轄の時、その守護代杉氏を置きし所とす。

豐前志云、松山城は西國太平記、應永戰[illegible]等によるに、天慶三年西國亂れければ、[illegible]下人[illegible]田[illegible]之に[illegible]り、其後[illegible]十八代居れり、中世は宇都宮氏の抱城となりしが、又長野氏に攻め取らる、南北の爭亂に小貳菊池の兵之を奪へり、應安の頃大内家に攻められ、[illegible]て守護代杉彈正[illegible]信下向之に居る、應永五年大友の兵之を攻て城陷る、杉大[illegible]弘信父之を[illegible]回す、之より天野安藝守[illegible]、杉中務[illegible]以下杉氏累代守護代として在城し、民部[illegible]に至る、弘治二年[illegible]吉の時、大友氏に取らる、又後太平記

(神田)

曰「大友の早馬來りて注進しけるは、去る廿四日苅地が[illegible]東[illegible]河守、夜討に長門に押し渡りて相戰ふといへども、討ち負け豐前國神田浦に敗軍せし由に、大内弘世入道道階勝に乘じて追ひ行き、菊地が六萬騎にてひかへたる謀をば知らず、[illegible]せて追ひ討ちしかば、武光[illegible]で大勢の岸中に大内を取籠めて」云々、これは正平二十三年の事なり。

企救郡

企救郡

豐前國の西北端に居り、瀬戸内海の西口を[illegible]する地なり、[illegible]北は[illegible]海峽にして、長門[illegible]に對す、東は周防洋、南は京都郡、田川郡、西は[illegible]、[illegible]郡(筑前)に至る、[illegible]川の[illegible]門司半島より成る。今[illegible]十方里、[illegible]、二町十五村に分れ、[illegible]は小倉に在り、[illegible]の[illegible]、九州の[illegible]に當り、海陸の要[illegible]を占む、天下[illegible]の市地と謂ふべし。

(規矩郡)

企救郡、和名抄岐久(門本久を多に誤る)と訓し、二郷に分つ、門司郡[illegible]名を[illegible]く、[illegible]なり。三代實錄「元慶二年、[illegible]」「此[illegible]山は田河郡香春[illegible]」に[illegible]す。○企救古事記に作る、[illegible]紀「物部目連、率筑紫

(聞)

[illegible]物部大斧手、[illegible]朝日郎」と、天神本紀[illegible]天降供奉二十五部の一に、筑紫の聞物部を擧す、物部の一部族の住止せるを知るべし。

長野鄕

和名抄、企救郡長野鄕。○今[illegible]村、芝津村、曾根村、[illegible]村、城野村等也、貫山の東にして、南は苅田鄕(京都郡)に至る、前面に海灣を抱き、北に[illegible]、芝津村に大字長野存す。

中世長野氏あり、[illegible]に[illegible]企救京都二郡に[illegible]す、永祿中小倉城に移り住す。國志云、長野に淨土宗護念寺あり、長野氏の[illegible]所なりしとぞ、十三代相續したり、其祖は左大臣平時[illegible]の六男[illegible]理大夫[illegible]也、[illegible]司[illegible]となり、保元二年下向し、企救郡長野山に城を築き、自ら長野と號し、八代種[illegible]の時に大三ッ岳、小三ッ岳、下長野、[illegible]口、[illegible]相寺、[illegible]、[illegible]の城を築き、長野一族の氏城とす、規矩掃部[illegible]が代に成り、[illegible]生に居城し、天文の頃より又長野居城となる、○按に、長野氏或は[illegible]木(貫に同し)と號す、其家系詳ならず、筑紫探題北條の一族にて、規矩氏と云ふ者と同異を知らず、[illegible]氏は探題實政の後[illegible]にして、[illegible]に[illegible]れり、[illegible]三[illegible]は[illegible]生郷の西谷村に在りとぞ。[illegible]云、茲年宗北條一層、長野左京亮政通從之、[illegible]司[illegible]、會其[illegible]、掃部助高[illegible](或[illegible]探題之孫子)據規矩郡[illegible]擁之、門司六[illegible]、兵三千守門司城、山[illegible]貞、[illegible]高政、弓削左兵[illegible]、宗[illegible]、佐杉右馬助、原[illegible]五郎、[illegible]等(規矩[illegible]上)[illegible]山[illegible]、[illegible]城、其兵五千[illegible]也、[illegible]上[illegible](是は[illegible]政舍弟上[illegible]か子なり)[illegible]城、[illegible]、[illegible]元年、[illegible]之。

宇佐大鏡云、規矩郡内長野庄、四至東限冬原野、南限山、西限[illegible]、北限大道、[illegible]田卅町、件庄者本府[illegible]、假名大安也、西郎[illegible]原[illegible]仲之任、以後[illegible]所當六十五石奉寄、北後[illegible]藤原[illegible]之任、[illegible]保安六年、[illegible]之[illegible]也。

朽網（クタミ）　蒲田驛の北に接する村なり、貫山其西に峙つ、萬葉集に朽綱山を詠める歌あれど、豐後の朽網名高ければ、彼方へ引證せらる。

貫（ヌキ）（大拔）　朽網の西に接す、今芝津村の大字なり、或は奴木に作る、豐國紀、豐國大拔（オホヌキ）南貫と云ふも、大拔蓋此地なるべし、宇佐大鏡に、天喜二年貫庄卅三町と錄す。又日本紀標注云「企救郡貫村、有綠川」と、綠川（ミドリカハ）即景行紀綠野川なるべし、土蜘蛛土折猪折の栖める所とす、貫山は今芝津山と曰ふ。

芝津山（シバツ）　又貫山と云ふ、貫の上方にして、標高七百米突、企救京都二郡に跨る、其頂邊稍平坦なるを以て、又廣野臺（ヒロノダイ）と稱す、西南平尾野（ヒラヲノ）に連亘す、臺上に四窪恰も池沼の涸れたるごときものあり、山中の一異相とす。○國志云、芝津山は古歌によめる四極山にして、山中に白山權現社あり、古鐘銘曰「貫山大權現洪鐘一口、正平二十年歳次乙巳、四月廿二日」。

磯津山（シツ）（貫山）　芝津山は古歌によめど、攝津にも豐後にも其名所を傳ふ、攝津の方實にちかからん、然れども景行紀に磯津山あり、今の芝津は磯津の訛なるべしと云ふ、一說磯津山は宇佐郡清水村ならんとも云ふ。○景行紀云、天皇幸筑紫、到周防之娑麼時、天皇南望之、詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將在、則留之、先遣多臣祖武諸木、國前臣祖菟名手、物部君祖夏花、令察其狀、爰有女人、曰神夏磯媛、其徒衆多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、則拔磯津山（シツヤマ）賢木、以上枝挂八握劍、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而啓之曰、願無下兵、我之屬類、必不有違者、今將歸德矣（中略）天皇遂到豐前國長峽縣（田川郡夏吉參看）

曾根（ソネ）　今曾根村と云ふ、芝津村の東、江灣に濱れる斥鹵の地なり、北は貫・朽網村（キツタケ）（湯川村）に至る。○國志云、曾根は濱村なり、應永の比迄、此地方は入江にして、朽網湯（ユ）川（カハ）まで濁水侵せるならん、然るに此入江を開作して、大出居を築かれ、猶其後世に千間隄を築き、二番開作を爲し、大汐をせき止めて村居となる、又應永以來頃迄、築波の大橋へ汐上り、神田宿に三日間も滯留して、やうやく人馬を渡せりと云ふ、貫村吞野より湯川へ渡す橋梁なり、三番開作は小笠原侯の時にて寶曆の頃なり、曾根は舊名曾根なりしと知らる。

（湯川）

吉田（ヨシダ）　山口興隆寺文書に「豐前國規矩郡吉田郷内參分壹、津村丹後守本知行分事、爲當山鎭齋料所寄附云々、明應三年」と、吉田（ヨシダ）今湯川と合併して霧嶽村と改稱す、霧嶽は足立妙見山の連峰の名とす。○吉田に八幡宮、龍王宮、氏宮、大師宮の四祠ありて、元弘四年正月、吉田村の地頭武藤賴村入道崇觀、此四社へ神田を寄進の古證文あり、此村は賴村の父、賴宗入道定西開發の由、土佐國蠹簡集殘篇に載す。

横代（ヨコシロ）　曾根の西にして、今城野村の大字と爲る、宇佐大鏡に曰く

規矩郡横代別符五十四丁、（重正卅丁、垣松十二町、末九十二町）蒲生安前六丁九反廿、貫入田十四町七反卅

と、横代別符即此にて、別官符の墾田なるべし、諸州郡に別府の地名のあるは皆此類のみ、入田は今蠶田と云ひ、城野村の大字にのこれり。

季冬赴小倉途中、値雨投僧房、　逹帆

細雨將前浦、斜風急晩天、亂鴉侵古渚、宿客入新田、村火微如豆、夜山恍似煙、行知情舍近、寒磬綿林傳、

城野（ジヤウノ）　芝津村の西北にして、小倉の南郊に當る、綠野（ミドリノ）、立石原と云ふは此地にやあらん、總して後の校定を俟つ。○九州軍記云、天文廿三年、毛利の將小早川吉川等、門司の城を攻落しければ、大友宗麟大に驚き、戸次鑑連を大將として、二万餘騎豐前國へ發向し、規矩郡立石原（タテイシ）にて手分をぞしたりける。○國志云、立石原は高坊山の中にして、大町村の山なり、升塚とも呼ふ、大友興廢記に、豐前の國立石原に陣を取とあるは此所なり、此邊總て平野山にて、立石の高さ六尺餘あり、又左に五尺餘の立石あり、左の石上の前に梵字あり、下に「康永第二天癸未、三月十三日」の字あり。○綠野（ミドリノ）は景行帝西征の時にあたり、綠野川上に、殘賊の住せる由錄せられ、其川は即蒲生川なりと想察せらる、而て國志に綠野の地名見ゆ、城野村などにあたるごとし、蒲生川の右岸の山野なり。

（立石原）

（綠野川）

國志云、天正十五年三月、豐太閤九州征伐の時、當國綠野に於て諸國の勇者三十八人撰出され角力ありしに、當國の勇者欅村（ケヤムラ）六助一方にて相撲を爭ひ、三十七人まで勝を得たる（綠野一作微樂野）

松箇枝（マツガエ）　曾根の北にして海村なり、戸上山を背にして、東は周防灘に瀕す、松箇枝の北を東郷村と云ふ、相並びて門司半島の東岸に居る、部埼（ヘサキ）を其東北端とす。凡此門司半島東岸は直徑十海里に涉り、白野江、大積、柄杓田（ヒシャクダ）等小澳なきにあらねど、皆早鞆の激潮避泊の所に過ぎず。又松箇枝の南東海岸には牡丹岩と稱する岬角あり。○國志云、吉田の岬に万數十間の岩上、牡丹の花の如き花びら四角八面に立登り、一の花びら大なるは疊十枚敷、十三四枚敷計りもあり、又六枚敷三枚敷もあり、數百枚の花瓣の上に差出つるを見るべし、何れも其實は白石なり。

部埼（ヘサキ）　門司半島の東北角にして、馬關海峽の東口南角に當る、角上の山は約四百呎、燈臺あり埼端に設置す、晴天光達十七海里とす。○部埼は長州本山埼の西九海里にして、串崎と南北相對し三海里許、即馬關海峽の東口とす、田野浦は部埼の西に並べる小澳なり。○門司石は部埼の近傍、青濱、大積等に產出す、彫造して硯と爲し、赤間石（アカマガセキ）と對比せらる、是石は海濱に於て斷層を成し、紫色綠色又は葡萄色を帶ぶる中生代凝灰岩の石岸な

り、梅花石と稱する五角形海百合を化有する岩盤と共に層位を成す。

田野浦

今文字關村の大字と爲る、卽門司半島の北岸にして、近く長州壇之浦と對向す、港灣は東西十三町南北六町、甚狹隘なれど、航道に當るを以て、避泊の船舶多し。○元治元年八月、英佛等四國の軍艦、豐後水道より進入し、田野浦に到る、乃ち毛利氏馬關五月の砲擊に報ずとて、壇之浦砲臺を攻擊す、毛利苦戰、和を議して急を濟ふ、慶應二年幕府毛利氏を討つ、六月毛利の將高杉晉作、兵艦三艘を以て田野浦に過る、島村志津麻(小倉藩小笠原氏將)砲擊して其一艦を沈む、長人屈せず、走舸に乘し上陸放火す、又二艦を以て門司に向ふ、志津麻支ふる能はず大里に退く。

湊碕

(社埼)

又計埼に作る、御崎と訓むへし、今の文字關村是也、其湊埼に作るは湊津に當ればならん、社埼に作るは速鞆神此埼頭に鎭坐せば歟。○安閑紀に置豐國賸碕屯倉と見ゆ、古訓ミサキと傍注し、通證には賸當作湊とあり、今門司に和布見山あるは、屯倉山の訛なるへし、延喜式に豐前國驛馬社埼(一本作杜埼)到津各十五疋と見ゆ、長州豐浦の臨江驛より湊碕に航し、到津を經て筑前太宰府に向へる路程なり。○仲哀紀に、山國縣主祖熊鰐の地を獻する詞に「自穴門、至向津野大濟、爲東門、以名籠屋大濟、爲西門」と見ゆ、向津野とは穴門より對して隔岸の山野を指せるなれば、此に湊碕を指す、此地は西海第一の要衝にして、形勝不易の門戶なり、古は豐浦に關門を置き守備を設けられ、又此に吏を派して過所を檢視せしめらる、之に由りて門司の名起り、湊碕の名はおのつから亡ぶ。

(向津野)

門司

今文字關村又門司町と稱す、門司半島西北岸にして、馬關海峽の最要隘なる早鞆瀨戶の南岸を成す、此村は舊梅原と稱し民家寂々たり、近代は大里を以て海驛と爲したるを以て出入の人馬少かりき。明治維新後、馬關に海舶の來集するや、筑豐炭の供出を得んと欲し、遂に鐵道を架して、門司を以て終驛とす、形勢是より一變し、門司は數年を經ずして一港市と爲る、今戶數六千、人口二萬五千、將來の殷賑測るべからずと云ふ。○門司半島は企救郡の東北に延伸し、長八海里、橫四海里、文字關、足立、柄浦、松ヶ枝、東郷の五村布置す、其背には筆頭山、戶上山、足立山等屹立して、馬關海峽を下瞰す。

(門司半島)

門司港

馬關海峽の中にして、赤間關市(下關)と相對す、近年一大市街となり、海外特別輸出港たり、其濱岸一帶は石堤相連なり、前面には門司浦橫はり、北閒は大船を通ずるを得べし、此浦頭には端舟港及び鐵道杠車棧の設あり、又兵器製造所、石炭貯藏所あり。○文化年中、門司の斥鹵を埋築し、鹽田を開きしに、收利薄くして、村民之に困みたりと云ふ、近時は是等斥鹵の地、皆變して貴重の市域となりぬ、開港規則曰、門司港は、白木埼より北西四箇の所より門司埼に引きたる一線と、正南に引きたる他の一線との、二線を境界となしたる海面內とす。

早友碕

(速鞆瀨戶)

門司市街の北端にして、埼頭に隼人神社あり、其上方を城山と云ふ、隆起して百七十米突に至る、一高崖角なり、其北西の兩方は瀾浪奔過す、謂ゆる速鞆瀨戶、馬關海峽の最要隘也、對岸壇之浦鐵山に至る、距離三百間餘。

隼人神社

(和布刈神社)

國志云、此社を和布刈明神とも稱し、卽隼友祠也、李部王記に「和銅三年、豐前國隼友の神主、和布刈の神事をは初め奉る」と、社傳には初め豐國と長門地相接續し、洞門ありて潮汐其中を通したりしに、仲哀帝の時に、長豐の地斷絕し、此頃より瀨戶の神を祭る云々、其和布刈神事々は、十二月晦夜、大祝官衣冠して鎌を採り炬を擧て、石磴を降り海に入りて海布を採り、神前に供し、又分ちて國守邦君に獻進す、古より重典とす、今の社殿は明和四年小倉侯小笠原忠總の造進なれども、石燈籠は前國主細川忠興の獻せられし者あり、神社考に隼友神は彥火出見命を祭る、神功皇后征韓の時に出顯したまふと曰へり、此邊の海洋を汎の海と名つく、社は岬角の岩頭に在り、万葉集に「隼人の迫戶の岩穗」とあるもこゝなるべし、長門赤間關の岬角まて、近きは僅に六町十二間と云ふ、其海門の海潮疾きこと矢を射るが如し、赤間文字兩關の灣內に船あまた泊り、本朝二三には落ちざる大湊なり。

豐前志云、隼人祠署記曰、隼人祠在企救郡富野縣、文字關之北、與赤間壇浦隔海相對、所祭之神五座、一曰玉依姬、二曰彥火々出見尊、三曰豐玉姬、四曰鸕鷀草葺不合尊、五曰阿度目礒良、夫疾鞆爲隘也、其方潮水盈虛之時、海底岩礁、怒濤滔天、雲霧衆散、晦暝不時、實本道之至險、西海之要路也、祠後有一巨石、因石建祠、下建石鳥居、出鳥居則海、有石墀達海底、雖盡潮之日、而不見其所窮、每夜刈和布之時、蓋自此石墀下云(中略)火闌降命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮墻之側、世吠狗奉事也、隼人之所以名地亦在此。

隼人は速門に通す、急潮門の義にや、熊襲隼人に相關係せざるべし。○謠曲和布刈云、(上略)汀に神幸なし給へば、虛空に音樂、松風に和して、皎月照らし、異香薰ずる、龍女は波をも、かさしの袖をかへすも、立ち舞ふ袂かなさる程に、さる程に和布刈の時至り、虎嘯くや風早鞆の、龍吟すれば雲起り雨となり、潮も光り鳴動して、沖より龍神あらはれたり、龍神すなはち現はれて、和布刈の所の水底をうがち、掃ふや汝瀨に、こゆるぎの磯菜摘む、めさし濡らすな、沖に居れ波、沖に居れ波と、夕汐を退け、屏風を立てたる如くに分かれて、海底の砂

は平らかなり、神主社殿より立て、御鎌を持つて、岩間を傳ひつゝ、下つて中潮ばかりの海底に、和布を刈り歸り給へば、程なく潮[illegible]滿ちて、もとの如く蒼海となりて、[illegible]み、和田の原人を[illegible]し、雲の[illegible]、海上にかゝれば、[illegible]に[illegible]んでそ入りにける。

門司城址

門司市の北に在り、今城山と云ふ。豐州古城記云、門司城は昔上寺、筆見山、三國山の三要害ありて、西海の要路にあたる。○鎭西要略云、元暦二年正月、平家[illegible]屋島、[illegible]於長門[illegible]、中納言知盛[illegible]守之、[illegible]九州、故令紀井通資等攜門司城及[illegible]、[illegible]云、正平二十二年、大内義弘降于武家、長門[illegible]、[illegible]其所職、[illegible]武家、屬於南朝宮方、乃[illegible]、遂豐州入門司城、大内軍遂之、[illegible]、入[illegible]城、[illegible]於宮方[illegible]、二月[illegible]五[illegible]、[illegible]人於河原[illegible]、[illegible]原[illegible]、[illegible]、是[illegible]州、[illegible]、會厚東打[illegible]城、二十[illegible]年[illegible]元[illegible]年、二月二[illegible]歸此京都、將到長府、大内氏族陶越前守、以兵船五百艘、[illegible]、小貳大[illegible]、[illegible]、將[illegible]上洛、還御于太宰府、應永四年、筑[illegible]、少[illegible]、六月[illegible]、[illegible]九州[illegible]、而渡[illegible]、先進代門司城、城主大[illegible]和泉守(少貳一族)[illegible]七日、大内滿[illegible]、[illegible]、大内[illegible]、文[illegible]元年、[illegible]にて大内[illegible]大友[illegible]と合[illegible]有て、[illegible]、五六千人[illegible]死す、夫より兩家爭ひ止まず、大内家より門司の城に[illegible]を[illegible]き、豐後[illegible]を防く、仁保常[illegible]介と云者を門司の城主とす、其後毛利の所有となる、永祿二年豐後[illegible]し時は、柚原の三國山に小城を築きて[illegible]有り、豐後[illegible]て引退く、其後門司城主仁保常[illegible]刀は、[illegible]田川[illegible]の[illegible]の毛利[illegible]守を攻めんとて、京都郡の長野三郎左衛門と示合せたるを、毛利やがて馬を出し、仁保が[illegible]根村へ行時、伏兵前後より取卷りて常刀を討取、天正二年なり、其後[illegible]田官兵衛孝高城主となり、及慶長五年細川入國以後、一國一城の制となり、門司の城破却す。(一書に大内氏の屬城の比は、仁保常陸介之を守り、天文中大友氏に取られ、[illegible]主水居る、同二十三年毛利氏の兵之を追落したり、大友氏の將戸次鑑連[illegible]て門司に至り毛利を[illegible]るなど錄す、[illegible]數々ありしを知る)○柚原は門司の一名なり、甲宗八幡宮あり、隣近諸村の氏神とす、[illegible]に甲宗の瀧と云ふは、卽柚原なり、東嶺を[illegible]立山と唱ふ。

(原柚)

文字關址

後に、此地は長門津往來の人馬[illegible]を檢視したるより、門司の號起る、門司の[illegible]今[illegible]ならず、中世以降、太宰府門司[illegible]て地を守ふ、[illegible]津[illegible]る、[illegible]門司に[illegible]き[illegible]、往來を[illegible]たる事知るべきのみ、然れとも其[illegible]詳ならず、唯諸人の[illegible]て、[illegible]に資するに足る。

[illegible]律云、凡私度[illegible]者、徒一年、謂[illegible]者、其[illegible]津[illegible]門、[illegible]一[illegible]、三代實錄云、貞觀六年、[illegible]前長門等國司曰、[illegible]出入、理用過所、而今[illegible]人入京、任意[illegible]過、是國宰不[illegible]、關司不[illegible]所之所致也、自今以後、若有[illegible]、必[illegible]科、[illegible]史云、延暦十五年官符、[illegible]自草[illegible]津國[illegible]抜門往還私[illegible]之事、右得太宰府解[illegible]、[illegible]長門、太政官去天平十八年[illegible]、[illegible]人百姓商旅之徒、豐前國草野津、豐後國々埼坂門等津、任[illegible]往還、[illegible]國物、自今以後、嚴加禁斷、但豐後日向等國、兵衛采女資物、[illegible]人物[illegible]、取[illegible]之津、有往來者、不在[illegible]限、[illegible]此以外、[illegible]者、府依[illegible]、[illegible]件三津而[illegible]司、如此之[illegible]、[illegible]過所、[illegible]門司[illegible]、[illegible]度亦息、[illegible]請官裁者、奏勅、自今以後、公私之船、宜[illegible]自豐前[illegible]往來、[illegible]不可更[illegible]門司、但[illegible]前所[illegible]、長門[illegible]、[illegible]宜承知(類聚三代格)○平家は屋島を[illegible]、九州へは入られず、[illegible]方もなく浮かれて、長門[illegible]門司[illegible]に[illegible]て、波上に[illegible]、[illegible]中に日を[illegible]本盛衰記)一本云、元暦二年三月廿四日、豐前國田浦、門司關、長門國[illegible]にて源平の矢合をぞ定ける(同上)文治元年、三月廿四日、於長門門司關、[illegible]平氏[illegible]了、前帥外[illegible]二品、奉抱[illegible]、[illegible]海中[illegible]。([illegible])([illegible]云、門司和[illegible]、[illegible]正使[illegible] 是は二千五百[illegible]の大[illegible]にて、不[illegible]也、[illegible]、千二百[illegible]、是は[illegible]なきなり、[illegible]大内[illegible]、千六百[illegible]、此[illegible]も大[illegible]にて、度々[illegible]也。○[illegible]、門司[illegible]、あるとすべきよしなれば、[illegible]もなく行く、夜に入りぬれば月さやかになりゆくに、あまの漁火たき添へて、うかべる[illegible]の數[illegible]中に、[illegible]く[illegible]ゆる[illegible]あり、これや「[illegible]來往月明前」といへるならんと、聞きすてがたきに、[illegible]かくれの[illegible]に、打ち添ふる[illegible]、[illegible]たる折ふしも、[illegible]をわたるにも、[illegible]の[illegible]とよめる、[illegible]あはれなり、[illegible]一[illegible]て[illegible]戸[illegible]」

過門司[illegible]、[illegible]門詩　[illegible]

西[illegible]古[illegible]過程、[illegible]、門司([illegible]名也)[illegible]加[illegible]、[illegible]有[illegible]不[illegible]行([illegible])、[illegible]者不能[illegible])山[illegible]二[illegible]秋月色、江[illegible]三[illegible]波[illegible]、[illegible]後[illegible]

集）

文字の關過るに、關屋に人の見ゑざりければ、

行過る心はもとの關屋よりとゞめぬさへぞかきみたりける、（散木）　俊頼

春秋の雲井の雁もとゞまらず誰か玉章のもとの關守、（金葉集）

皆人の心つくしにわたの浦をかきぞとゞむる文字の關かも、（拾玉集）

九州軍記云、赤間と門司とは其間僅に六町の渡海なり、天正十五年三月、太閤九州征伐の時、赤間關の假屋にて、浦山の景色を御覽あり、向に見ゆるは何山ぞと仰あれば、豐前國門司關に候と申す、細川玄旨法印、

昔人こころの限つくしけれ三十一文字の關の浦波、

又佐々行從成政は

なかむれば空もかすめる波の上に雁の數よむ文字の關かな。

笠頭山（小森江）又挿頂花山とも曰ふ、門司市街の南にして、大字小森江の東に峙つ、高三百六十米突。○國志云、挿頂花山小森江に在り、麓に葛指明神祠あり、山の形笠着たるさまなれば笠頭山といふなるべし、三才圖會には、豐前國挿頂花山は高濱に續くとあり、高濱は高濱の入江を云ふ、此所は昔し三韓より貢物の船着岸せし所と傳ふ、故に其號殘れり、今は小森江といふ、此東の東に白木崎村てうありて、こゝも新羅國の貢を納めし古蹟とぞ、又百濟濱と云ふは椿原にて、今の門司浦の邊なるべし。

隈上分離廿歲間、浮蹤倶未試刀環、怪來紙筆非疇昔、家對豐州文字關、　梅外

柳浦（柳）今大里柳の二村を合同し柳浦と稱す、門司の西南にして、足立村の東北に接す、戸上山を背にし、大瀬戸を隔てゝ彥島（引島）に對す、大瀬戸は馬關海峽西口の南道にして、即常航路なり、與次兵衛岩（一名礁）と呼ぶ暗礁其水道中に伏す。

大里 門司の南西三哩餘、今鐵道車驛なり、戸數三百、往時は九州諸侯渡航の海驛にして、繁榮門司の右に出てたりと云ふ。今川了俊の道行振に「引島の向ひには柳の浦とて、昔里內裡の立ちける處なるべし」と載せたり。

海樓　　靜區

浩々千萬里、營氣閩中横、山向中原斷、潮通異域平、生涯僅一劍、海內任孤征、天地容微物、臨風恥擧明、

大里阻風、長人棹舟來迎　　淡窓

豐州行邁是長州、咫尺相從不自由、雲嶺千重成障壘、煙波一帶起新愁、帆來遠樹如浮處、人立平沙欲造田、且喜傳消來絕、還追為郭上扁舟。

國志云、大里郡は內裡とも大裡とも書けり、其皇居の定かならず、大里驛の祇園社より南三丁許、柳村の入口に骨縛の森とて小き祠あり、此內に二つの木像あり、小兒の如く見ゆる像は高さ七八寸、玉を抱きてあり、大人の方は衣冠の姿にて、手を組てあり、玉を抱きしは安德天皇なるべし、大人の方は徵博士なちんと見ゆ、又五六十間山の方へ宮殿の森てうあり、其周り二丁餘り、乃大竹藪あり、此森は皇居の跡なりとぞ、平家物語に又一緒方三郎十万餘騎にて寄るゝ聞えければ、山鹿の城をも取り物をも取りあへず出給ひ、高瀬船に棹して、通夜豐前國柳ゝ云ふ所にぞ落着給ひけり、河の邊の草むらに、鳴虫の音までもよはりはてぬるを聞給ひて、大臣殿かくぞ思ひつゞけ給ひける、

さりとても思ふ心も虫の音もよわり果ぬる秋の夕暮

緒方三郎やがて寄せ來ると聞えければ、彼御所にも僅に七箇日ぞをはしける、御船にめして通夜棹さしけるに、頃は九月の末なれば、月くまなくさえ渡り、獨四國の方へ赴き給ひける、小宰相清經はひとり柳が浦にして、更行く夜船より身を投給ふ事、いと哀れなり。○參考本盛衰記云、平家の人々山鹿城を落させ給ふて、たかせ船に乘移、豐前國柳と云所へ渡らせ、（中畧）楊柳桃李を引植て、九重の都に少似たりければ、（長門本云、此所は地景眺望少し故ある所也、渡らせ給ふべき御心ありけり）薩摩守忠度の斯く、

都なる九重の內戀しくば柳の御所を立寄て見よ。

一本云、平家小舟共に取乘て、終夜豐前國柳浦へぞ渡られける、爰に都を定て內裡造らるへしと、公卿僉議有しかど、分限なければ、其も叶はず。○鎭西要略云、元弘三年、長門探題北條遠江守時直、師師上洛、船中聞京都鎌倉共亡滅、直下向九州、來柳浦、聞英時既爲小貳大友被亡、進退許途、暫泊柳浦。○九州軍記云、永祿五年秋、戸次鑑連門司城を攻めんとて、立石原に手分して、足達山の西より廻り、柳浦へ押出す、齋藤鎭實、吉弘鑑理は魚野鶏野に陣取て、相圖を約したり（中畧）吉川小早川の軍勢已に崩立て、門司城へ引入、大友方は討取し首を柳浦に曝させ、門司の南なる山際より、濱面まて詰よせける。

慶應二年六月、長州の將高杉晉作、兵艦に命し田野浦を砲擊す、小倉の將島村志津馬、守兵を鼓舞して其の一艦を擊破したれば、高杉怒激、壯士四百人と小舟に乘して上陸し、守兵急に潰る、海には砲響、狩援しけれど、守兵支ふる克はず、間道より大里に走る、小倉事急也、小笠原色を失ふ、偶々熊本久留米の兵の來るにあひ、二藩をして直に大里を守らしめたり、幕軍は藝州口に於て利を失ひ、豐前も既に斯の如くなれば、陸に於て戰ふの不利なるを知り、富士山翔迅諸の諸艦をして、交々小倉近海に出沒せしめ、以て威勢を示しければ、高杉漸く心聽し、密に往て援助を坂本龍馬に求む、龍馬時に土州の軍艦一隻を以て此に泊す、七月三日、朝霧、龍馬舶軍の艦隊を脅さんとて、小舟櫓島丸に一巨砲を載せ、密に

艦の軍艦に接近して砲撃す、四面皆兵、反響は反響を生し、何れより發砲せしやを知らず、幕軍大に狼狽す、長の一隊乃引島田子松の砲臺に據りて、大里を砲撃し、兵を門司に伏せて、其背を襲ふ、小倉の兵能く克はず、退きて堡壘を築き、殊死して防戰す、長艦發砲して其勢を助く、[illegible]に之を禦、長の三艦を指揮して大に戰ひ、夜に入り交綏す。

刊内得歸　山陽

跨蓋肥豐万叠山、路旁左右海波寬、眼明先作歸鄉想、粉堞煙樹是赤關、

登美（トミ）（富野）（鴎野）（赤坂）　今足立村の富野是なり、九州軍記に立石原より鴎野菟野の二路に分れ、門司城に向へる由見ゆ、鴎野卽登美にて、兎野も此邊の地名なるべし、小倉町の東に接す。○登美營は太宰府所管の兵營にして、續日本紀に見ゆ、板櫃京都を併せて三營と稱したり、其營址今詳ならず。

富野の海濱をば赤坂（アカサカ）と云ひ、小倉の長濱の東北につゞき、馬關海峽の一渡津とす、古書に其名見ゆ、一書に建德二年の冬、九州探題今川貞世下向の時、赤間關より進み、赤坂に渡りし由を載せたり。

足立（アダチ）（妙見山）　大里の西南を今足立村と云ふ、其東南に足立山あり、標高六百米突、上に妙見祠あるを以て、妙見（メウケン）山とも呼ぶ、小倉市街の上を壓し、企救郡の鎭山と謂ふべし。集古十種に、足立山に發見せる古鏡九面を摸寫し、其銘に「安立妙見大菩薩、永安四年、字佐氏」と刻す。俗說、足立八幡宮は（今南[illegible]村に屬す）和氣清麻呂大隅配流の時、腳痿れ起つ能はざりしに、大神の冥助により此地に至りしに、足立ちぬ、故に足立の名始むと、信據し難し、抑妙見山の號は、妙見菩薩に由るべけれど、此地は本來御崎屯倉（ミサキノミヤケ）の在りし所なれば、屯倉より轉して妙見と爲り、菩薩を祭れるにや、屯倉（三宅に同し）に妙見を祀ること、諸國に其例多し（國志云、足立山を紫山、又浮島山と唱ふることあり、昔は潮水到津より東南へさし、骨根の方にも入江あり、潮の通はぬ路とて、いさゝか七八町に過ぎざりければ、全く島の如見えし故に名つけたるならん。

福聚寺（フクジュウジ）（武藏山）　足立村廣壽山に在り、寺の側に東照公廟あり、共に小倉藩主の建立せる者とす。○國志云、廣壽山福聚寺は、寬文五年、國君小笠原忠政公の建立にして、開基は卽非和尚、（黃檗禪宗）寺領四百石、小笠原家代々の菩提所たり、山門中門、本堂影堂、禪堂食堂、方丈開山堂等數宇あり、山中秋の紅葉最佳なり、又寺北に武藏（ムサシ）山あり、宮本武藏玄信の墓あり、碑面には題して「兵法天下無雙、播州赤松末流、新免武藏、玄信二天居士碑」とあり、正保二年に死したり、玄信は擊劍軍法日本無双と呼れしが、小倉の先君忠政朝臣兵法を好給ひて、劍術は武藏玄信を祿養し、槍法は高田又兵衞吉次（後宗白入道に改む）を招き、共に師となし、劍槍の兩眼と仰給ひしなり、武藝小傳に云く、武藏十三歲より勝負をなす事凡六十餘度、自ら「日下開山、神明宮本武藏政名流」と號し、威名四海に遍く、其擧れ世の口碑に存り、今に至り末流諸國に在り。○又云、武藏の東北に鳥越山あり、此に小倉藩公族某君の忘言亭の遺址あり、物徂徠其亭記を製し、此地の奇勝要害を說けり、曰豐公族、大夫養拙君者、爲二亭於其別莊、一曰臨江、一曰忘言、吾聞之諳者、吾倭之山川風土、東華如馬、西秀如島、航海以登豐之岸、殆乎類夫吳越浙閩清者、謂其風氣所殊、不可根而得也、夫海西九州、在大海中、而縮九州之口者豐也、列嶠如島、千山如贅、雲物麗之、蜃氣結樓、蜃蜺倏忽如亡、西可以走外中華、而東可以走內中州也、文司赤馬東關扼之、吾倭要害之衝、其亦甚哉、數年前、其與筑長二諸侯、協策以戮盜于白島之洋者、非邪、云々。

聞長濱（キクノナガハマ）（長濱）（菊高濱）　又聞濱高濱と云ふ、今大里驛より小倉市街に至る海濱を指す、長濱浦は大字あり、小倉町に屬す。○國志云、小倉城東海岸に根上り松とて、奇木多し、中にも高さは一丈四五尺も有て、珍敷見物なり、一名高濱とも云ふ、今城の東なる漁夫の住家を指て、長濱村と唱ふ、去れど長濱高濱別所にあらず、又一說に、是よりや天の川原に織くらん星かと見ゆる規矩の高濱」と讀しは、筑前名古屋の岬までも、一目に詠めし歌ならんと、大里驛より名古屋の岬迄、眞直に三里計りの海邊なり。

豐國の聞之濱邊のまなごつちまなほにしあらばいかで嘆かむ（万葉集）

豐州の聞濱松心いたく何にしか妹に相みそめけむ（同上）

豐國の聞之長濱ゆきくらし日のくれぬれば妹をしぞ思ふ（万葉集）

豐前の聞乃高濱たかだかに君待夜等はさよふけにけり（同上）

長月の菊の高濱月影にうつろふ波を花かとぞ見る（夫木抄）

日も暮れ行けば、月の光許をしるべにて、菊の長濱などはさやかにみえず、島かくれの海士のいさり、山陰の篝火など得もいはれぬあはれなり、夜いたくふけぬるほどに、船さしよせて、彼阿彌陀寺にいたりぬ、月は入かたの空さよく澄みて、うしろの山の松風など、さりくに心とまりぬれば、一日を過し、七日のあした舟に乘る、隼人の追門をのぼるに、平氏の人々のしづみけむ所ぞと、舟人のをしへ侍るも、いとゞかひの雫たえかたくなむ、豐浦の湊に舟よせたり（宗祇筑紫紀行）

小倉（コクラ）　今小倉町と云ふ、人口二万、企救の郡治を置く、舊城は毀つと雖、更に師團兵營の建造ありて、西州都督の鎭所とす、馬關海峽西口の南岸に當る、蒲生川市街の中を流れ、斥鹵界滋の邑なり。○小倉は門司の西

(小倉兵營)

南七哩、鐵道は此驛にて分岐し、一は西走して筑前に向ひ博多に至る四十哩、南走する者は豐前線にして、行橋中津宇佐に通ず、兵營は歩騎砲工以下の各隊ありて、舊城郭幷に南郊の東紫村大字北方に建置せらる。

小倉は古の板櫃驛なり、小倉の名は古に聞ゆる所なし、豫章記に「正平二十二年十月、伊豫河野宰人は豐前小倉に於て質を爲し、淡路の沼島へ上向す」と見ゆ、又吉河記に「吉河駿河守經見申軍忠之事」、

右鎭西御發向之時、最前馳參、自豐前國門司關、令供奉、致忠節之所、去二月十日、筑前國多良倉鷹見嶽兩城御合戰、懸先抽戰功之以來、小倉、宗像、背内隈、岩戸、佐野山御陣等、於所々于今揣忠節畢、然早下賜御證判、爲備後代龜鏡、粗言上如件、

應安五年六月日　　承舉(今川伊豫守貞世判)

九州軍記云、永祿十年、秋月の高橋鑑種大友に叛く、小倉城主長野壹岐守は秋月の寄手に加つて居たりしが、内々毛利に心を通せしかば、毛利勢近日渡海と聞て引拂ひ、己が居城に籠りける、十一年、毛利元就は高橋の援兵として、大船五百餘艘に打乘、柳が浦小倉の津に押渡る、其後毛利勢敗北して長州へ引入しかば、大友に背きし者共、大略は毛利に從ひ、中國に渡りける、高橋は大友に降りけるも、相傳の領地を沒倒し、小倉へ遣し、規矩一郡を與へ、囹なる体にて置れける、天正十五年、九州平均し、豐前國企救田河二郡は、毛利壹岐守(信勝)拜領し小倉に在住す。

小倉、於九州在其首、而承中國尾、可以控制彼此、爲要地、治則禮以厚接、亂則武以行蔵、小笠原侯、國家舊臣之胄、而鎭此城、與平侯復在中津、翼衞之、不誤封建之初、藪能參議大謀輒算之妙、定以折衝也哉(有方錄)〇小倉の鎭守祇園社は、市街の東に在り、元和三年、城主細川忠興の勸請にして、社領百石を有したり、愛宕山は市街の西に聳ゆ、不動堂、地藏堂幷に妙行寺等山中に在り、淸水寺其南にあたり、觀音堂とす。

開善寺は小笠原氏の創立にて、其先祖貞宗を配祭したる所とぞ、又安國寺あり、曆應中の始建と說けり。〇小倉に道門神理の二教會あり、幷に神道に屬し、巫覡の舊俗に則り、禍福を談ず、其道門を特に甚しとす、共に近時の興立とす。

次小倉、至開善寺、　　僧　卽非

善信小倉僊、晉篷達道流、讚刹峰顚月、涌出海門秋、

重陽、小倉送旅、同人、　　恒　遠帆

羈窓共賞菊花鮮、滿目江山近故園、且喜同人未分手、涌金城裡作重陽、

小倉城樓記(延寶年中撰)云、城樓五層二十丈、石壁如削、重門嚴閉、環以絕壑、東望群山委蛇、貯奇呈秀、有門司赤馬二關、分于南北、而潮水噴激、羅乎其間、名曰硯海、平沙渺々、烟浦浮煙、長松横塞、浪拍高濱、由濱南折、有五峰巍然拔起、如青蓮者、爲寶壽山、其南一峰卓立、高插雲漢者、則足立山也、南則波津廣野臺、縣鼻諸山、聳拔綠海、首接大山、其前、則田畝萬頃、如布花茵、北俯則滄海、一望瀰漫、島嶼雜陳、首島開門、横監翳翠、出沒乎波濤雲烟之中、若銀盤挿青螺也、其西則平松濱、濱之上則感神院、林樾森濃、綠映滄塘、又其西則愛宕山、對建崗、樹色深沈、與蓬萊方丈之閣揖、恰如鼎足、其西南松崖嶙々、壽闕上建者、爲淸水寺、背有一峰、嶷然挺出者、帆檣山也、其龍峨崗重疊、回複連綿、若升若翔、若飛躍而下飮于蒲生川、川自菅嶽而來、匯而爲潮、曲而爲渠、爲陂爲沼、合爲一流、而入于城内、上架豐橋、下跨大橋、橋之東西、市井星羅。

小倉織は、小笠原家就封以後に起れる機業にして、當時の士民、諸州皆質素堅牢を貴びければ、小倉織の好尙最盛大なりしと云ふ、近時は華美の風起るを以て、小倉織も漸く其巧匠を改むる者の如し、本來は其織方に苧縞、木綿縞、本小倉の三種あり。

小倉城(コクラ)

市街の中央、蒲生川の左岸を牙城とす。天正十五年、毛利壹岐守勝信之に居る、封八万石、勝野城と號す、慶長五年の亂、勝信西軍に應す、黑田孝高其不在に乘し、小倉香春を取り、勝信除封せらる、是歲黑田氏筑前に移る、細川越中守忠興豐前八郡幷に豐後二郡を賜はり、小倉城に治す、封三十七万石。寬永九年、細川忠利肥後に移り、小笠原右近大夫忠眞播州より轉して本城に治す、封十七万石、幕府特に命して九州探題職と爲す、(忠眞初名忠政)忠眞の姪信濃守長次は中津城を治し、(封八万石)相共翼す、長次の家は後退轉し、小倉は傳へて慶應中に至る、長人の小倉を陷るや、徙て香春に治し、王政革新、廢藩に歸すれど、城塞は兵營と爲り、今西部都督部幷に第十二師團の營舍を置かる。〇國志云、小倉の城は、應永元年、菊池上洛の比、未た之を聞かず、嘉吉中大内氏の城寨あり、其後市野五郎高苗居れりと云ふ、慶長六年、細川侯入部、卽翌七年新城の事始あり、此地は九州の咽喉にして、渡海の勝地なり、勝野城とも云へり、古の開の高濱の中地也、〇大八洲遊記云、小倉、小笠原侯舊治、維新後置小倉縣、明治九年廢、屬福岡縣、小倉城址、僅壘現存、雉堞壞燬、無一存者、城在平地、所頼唯隍塹、加之城周寬濶、聞之細川忠興所築、忠興當時三十萬石、故其大如此、慶應之亂、小笠原氏爲毛利氏所攻、一戰不支、棄城而走、城大兵寡、不可守也、港口橫以石、疊築長堤、以障海濤、〇近世國史略云、慶應之亂、長人已拔大里田浦、築寨壘、以兵三百、與熊本小倉兵、小倉不利、熊本兵千三百人、進擊赤坂破之、長人死者百名、長人聞急、出兵赤間關、勢亦振、熊本柳川班師、小笠原長行航海走長崎、長人乘勢侵小倉、小倉弧立無援、小倉人

自禁城、赤井春保之ノ兵行は小倉同宗ノ津清主なり、圖書ノ補せり）

小倉城下春望　前原一誠

國破空喬木、殘僚暮樂深、撫主花亂發、兵將少野岡、滿目今色哀、亭門獨傷心、

板櫃（イタヒツ）（到津）

今小倉町の西を板櫃村と云ふ、或は到津（イタイツ）に作る、延喜式に社埼、到津、驛馬各十疋を錄し、門司より太宰府に通ずる驛次に當る　續日本紀に板櫃營あり、又板櫃川あり、官軍其營を陷し、河東に陣して廣嗣を拒めり、蓋此川は今の蒲生川の水にして、營址は其畔に在るべし、小倉築城の後水道變易し、營址も沒滅せしにや、形狀を詳にし難し。今の板櫃村は到津八幡宮の菅邑（チカ）にして、古の驛址に當の地に似ず、村西一嶺を以て遠賀郡（筑前）に界す（大路は溪澗に沿ひ、西南に上り、帆柱山麓に出つ）

續紀、天平十二年九月、廣嗣逆起兵反、戊申、大將軍東人等言、殺獲賊徒、京都郡鎭長小長谷常人、企救郡板櫃鎭小長凡河内田道、但大長三田鹽籠者著箭二隻、逃竄野裏、生虜登美板櫃京都三處營兵、一千七百六十七人、器仗十七事、仍差長門國豐浦郡少領額田部廣麻呂、將精兵四十人、以今月廿一日發渡、又差勅使佐伯常人安倍虫麻呂等、將隼人二十四人并軍士四千人、以今月二十二日發渡、令襲板櫃營、東人等將後發、兵尋應發渡、又聞豐中云、廣嗣於遠珂（ヲカ）郡家造軍營、儲兵弩而擧烽火、徵發國內兵矣、十月壬戌、大將軍東人等言、廣嗣率衆一萬許、到板櫃河、廣嗣親自率隼人軍、爲前鋒、即編木爲船、將渡河、于時佐伯常人安倍虫麻呂、率弩士六千餘人、陣于河東、即令隼人等呼云、隨逆人廣嗣、拒捍官軍者、非直滅其身、罪及妻子親族者、因廣嗣所率隼人、并兵等不敢發箭、于時常人等呼廣嗣十度、而猶不答、良久廣嗣乘馬出來云、承勅使到來、其勅使等爲誰、常人等答云、勅使衞門督佐伯大夫式部少輔安倍大夫、今在此間者、廣嗣云、而今知勅使、即下馬兩段再拜申云、廣嗣不敢捍朝命、但請朝廷亂人二人耳、廣嗣敢捍朝廷者、天神地祇罰殺、常人等云、何故發兵押來、廣嗣不能辨答、乘馬却還、時隼人三人直從河中泳來降服、則朝廷所遣隼人等、扶救遂得着岸、仍降服隼人二十人、廣嗣之衆十許騎、來歸官軍、獲虜器械、

到津八幡宮（イタツ）

續紀「天平十二年冬十月壬戌、詔大將軍東人、令祈請八幡大神焉」と、到津に神宮あるは蓋此時の祈請に起因す、然れども宇佐大宮に、

到津庄者、守宗信朝臣爲成任、寬弘四年、規矩郡內散在御封、田百八十二町八反餘內、相轉立券也、

と錄す、稍疑なき能はず、又大鏡に到津の古營田とあるは、即板櫃營の營なるへし、永祿中、大友氏宇佐八幡宮を焚く、宇佐の神官之を避け、御正體を奉じて到津に匿れ、數年の後歸るを得たりと云。○國志云、到津八幡は神功皇后三韓遠征の時、着津の地なれは、宇津と號す、其神靈を崇め奉ると、又文治四年神託ありて、再宇佐より勸請すと、神殿は東向、拜殿廻廊等あり、宇佐宮大鏡曰「田百三十町、到津庄、四至東は古營[illegible]道に大路、南は高杯山、西は筑前遠賀郡堺に限る、北は海に限る」とあり、古[illegible]は小倉の內にある可しと思はる、神領三十石、到津の南に篠崎蒲生の二村にも、八幡宮あり各社領二十石、皆名社なり

紫川（ムラサキ）（蒲生川）

一名蒲生川、東谷村呼野[illegible]の西、福智（フクチ）山に發し、皆生[illegible]の末を併せ、北流小倉の市街を貫流し、直に海に入る、長五里、

蒲生（ガマフ）川の河口には、今突堤を起し、波戶を造り、船舶の出泊に便にす、此河口は小倉築城の後、[illegible]狀を改易したるごとし、古へは蒲生川と今の板櫃川と、篠崎の北に合流し、之を板櫃川とは名つけたるに似たり、築城後二水全く異流と爲れり）今の板櫃川は、[illegible]山、東[illegible]より出て、東北流三里にて入海。

蒲生郷（ガマフ）

和名抄、企救郡蒲生郷。○今の[illegible]村（大字蒲生）東谷村、中谷村、西谷村、東谷村等是なり、[illegible]智山、平尾台山、[illegible]津山等[illegible]し、東北方を開く[illegible]、

篠崎（シノザキ）

今西谷村の大字と爲る、本國にて到津、門司、蒲生、篠崎の四所八幡宮は小倉の[illegible]なれば、近世五社とあがめ、小笠原家の崇敬所なりき、細川氏舊館の清水觀音堂も、篠崎に屬す、大内持盛の死せしと云ふ[illegible]も此なり。○大内氏實錄云、永享五年四月、大内新介持盛、其兄持世と豐後に戰ひ、持盛敗死す（南方紀傳、[illegible]）

徳力（トクリキ）

今東紫村と改む、小倉の南二里許、其山をば嵐山とも云ふ、蒲生川の東岸なり。〔國志云、慶長元和の比、國君細川侯、京都嵐山の景色によく似たれば、嵐山の櫻を根こじにして、移し植させ玉ひしとかや、古は此川に橋あり、渡月橋に似せたりとぞ、今も山々谷々に櫻多し、玄旨侯の歌、

豐國の[illegible]の山の[illegible]川岩こす波はさくらなりけり、

徳力山に[illegible]の宮あり、玄旨侯[illegible]の寄進を奉る、忠興朝臣自作の鈴に彫付けたまふ歌、

徳力の山の岩ねに[illegible]たれて我[illegible]の宮は萬代。

○人類學會雜誌云、小倉の南なる徳力村は、[illegible]の名所なり、字[illegible]と云丘上には、近年まで十餘個の古墳ありしを、村民[illegible]石材を利用せん[illegible]、[illegible]して今は四五個を殘す、此邊に石器も散布す、凡小倉より東は足立山の近傍、南は北方（キタカタ）、徳力[illegible]、方一里餘は平坦の地にして、往昔海なりし事は[illegible]に依て[illegible]、[illegible]方には貝塚もあるべけれど、[illegible]土中に[illegible]するにや、未だ知れず。

北方（キタカタ）

今東谷村の大字なり、小倉市街の南一里、近年此地の[illegible]を[illegible]して、兵營を建てらる、[illegible]北方以北の平[illegible]は、

海に至るまでの間、太古の沼澤（海濤をも入れし歟）漸次に埋壅して陸地と爲れる者とす、古歌に企救池とよめるも、此沼澤の名なるべし、今に至るも小倉西近の地相（滿潮の水、卑低の田等）を見て、太古沼澤の遺跡を知るべし。

（企玖池址）

大興寺（ダイコウジ）　西紫村大字蒲生に在り、小倉の南一里半、一説企玖池は寺内に在りと云ふ、○國志云、企玖池詳ならす、一説大興禪寺の門前の池と云、又一説今の城野村の邊に、卑低の沼ありしを、天和元祿の比に之を開田したり、古の企救池此なりと、万葉集に曰く、

豐國の企玖の池なる菱のうれをつむとや妹がみ袖ぬれけむ、

大興寺は境内廣く、大伽藍跡なり、この寺大友の兵火に燒拂はれ、黑き燒佛今も多く樓門の二階に積みあり、此寺の門前なる地を紫の池と云事、古書に出たり、中の島に辨財天利天神も同座也、元祿年中此池をつぶして田地となしぬ。

菅生瀧（スガフ）　中谷村大字道原（ミチハラ）に在り。國志云、菅生瀧は蒲生川の一源にして、小倉の南四里、其左右大岩沓むして、直下凡十三間餘の飛泉にて、潭は甕の如し、此上にも瀧二つあり、小さくあれど七八尋計は落るなり。○陰德記、應永六年の條に曰、大内盛見、須賀王子瀧の事云々、諸將戰功のあれば、數月の勞をはらさんとて、二月廿日、盛見諸將を引具して、須賀王子の瀧に陰されける、其の日午の刻に瀧の許に着れば、兵部三郎左衛門肯共を摘へ、幔幕を打、夥しく饗應し、今樣朗詠和哥樣々に遊興しける。

呼野（ヨブノ）　今東谷に屬す、小倉の南四里、香春に通ずる山驛なり、金邊峠の北麓とす。呼野の東北に平尾野と稱する山嶺あり、嶺上平夷東西二十町、南北五六十町、其津山に連接す、企救京都の郡界にあたる、福智山は呼野の西に當り、高峻回山に超絶す。○細川家の時代に、呼野に金を出たせりとつたふ（豐前志）

田川郡

田川郡（タガハ）　京都郡の西、企救郡の南にして、山嶺を隔つ、遠賀川の東源、彦山川の山谷なり、水系全く筑前に屬すと雖、古來豐前の區分に入れり。今面積十三里、民口六万、十九村に分れ、治所を香春に置く。

田川は古書高羽に作る、和名抄田河郡四鄕、太宰府より田河を經て、門司若くは仲津に通ずる驛路あり、續日本紀に田河道と云是なり。（此郡は中世大友大内（并に毛利）の爭へる地にして、秋月氏（筑前朝倉郡）の盛大なるや之に屬す、而も秋月氏二強國の間に居り、向背を觀望するを以て、數々兵鬪を郡内に見たり、田河は、川字近代の公文、皆之に作る、

雉怡鄕（ナ）　和名抄、田河郡雉怡鄕。○知とよむべし、豐前志に此鄕名は元松村の近隣にのこると云へり、赤村赤田の邊を指すに似たり。

宇佐大鏡云、田河郡封論田八十八丁六反四十、鏡山有吉定十町六反四十、桑原有吉定九町、柿原乙丸定三町、雉怡元松卅五町、虫生有光定卅五町、件虫生同符、本者府領也、而領主府貴主道信、一向爲與女子道時女大子畢、大子夫府使侯早部貞川也、永長二年相副、所奉寄當宮御領也。

赤（アカ）　今赤村と云ふ、田河に屬すと雖、京都郡今川の上游にして、東川村の西に接す、鐵道車驛あり、由須原（ユスハル）と云ふ、香春の南二里とす、赤村の南に野津村あり、彦山の麓にして、今川の源頭とす。安閑紀に豐國我鹿（アカ）屯倉あり、阿柯と注す、此れに置かれし歟。國志云、赤村八幡は名社なり、相傳ふ、上古此嶺頭震動して鳴りとゞろき、卽て赤光を放ち神靈あらはる、因て明流（アカル）の神山と云ひ、其里を赤村と呼ふ、今も此山時々鳴動し、五月に最多し、故にさつき大鼓と稱す、其祠を高明八幡と唱ふ。

（由須原）（我鹿）

（岩石）

岩酌城址（ガンシヤク）　今赤村と添田村の間なる橫嶺に存す、其高峰は標高四百五十米突、今川と彦山川の分水界を爲す。蒲生氏鄕記、柞原山に登りて此城を攻めたる由を錄す、柞原卽由須原驛なるべし。○國志云、田河郡岩石（ガンシヤク）城は、文治年中より筑紫氏の在住と稱す、其祖筑紫三郎種有（上野介某の子）其子彌太郎種國なり、承久の亂に種國官軍に屬し、鎌倉武家より所帶役を沒收せらる、同三年より大友家の抱城として城代を置かる、曆應元年より大庭十郎左衛門景道在城す、天正十八年まで數代在城なり、天文十九年より原田右京進義貫在城す、天正元年より秋月種長の一黨、熊井越中守在城、同十五年四月、太閤秀吉公より攻落さる。（蒲生氏鄕記云、天正十五年三月、秀吉公花洛を打出、廿八日に關の渡御越、豐前國小倉の城へ御着陣、翌廿九日同國馬嶽へ被移御座、其より秋月の間に岩酌といふ城に、熊谷越中と申者、人數多楯籠、路次の障りをなす、岩酌の押へに氏鄕を申付けらる、關白樣被仰成御意候は、岩酌は名城と云、又は能者共數人楯籠たる城なり、若し責あぐみたらば切腹仕れとの儀なり、氏鄕殊外悅び、責あぐむほどならばとく討死可、皆其用意せよと下知せらる、四月一日の日早天に押つめ攻上る、城中より鐵砲たけになる時分、關白樣數万騎被召連、柞原と云野山御動座有て、金のふくべの御馬印を打ふらせられ、鬨の聲作かけ給、氏鄕其木戸破れと下知して、二の丸を乘取、關白樣被御覽、はや城はたつるぞ、

したり〳〵と御感不斜、此羽織を着て本丸得乗候得と被成御諚、諸侯前に紋を縫たる紅梅皮の御羽織を被下云々、如此早速九州不均にすること、岩間落の響故とぞ聞えける。

(中津原)

勾金（マガリカネ）

赤村の北、香春の南を勾金庄と云ふ、今勾金村と改む、此邊に戸城山（トシロヤマ）の寨址あり、又大字に内田、中津原（ナカツバル）等存す。

宇佐大鏡云、勾金庄田數百三十町、四至東限大坂山、南限路、西限香春田堺、北限本庄、件庄、本御封田十六丁六段歟、而長元四年、守豐原時方任、相轉立券、次守令宗業任、以康平元年、新加入田十六丁六段、立券所爾之公田卅七丁云々。

豐前志云、中津原に鎭西八郎爲朝の居館とつたふる所あり、豐前應永亂記には「爲朝、仁平元年、移居勾金南大原」とあるも之を指す。○一書に曰く、曆應二年、肥後の菊池武重は、曲金庄内田郷の戸城（トシロ）山に城を築き、筑前豐後に勢を分ち、大善寺の城を造作し、二豐筑三ヶ國の諸士、一時菊池の旗下となる、康永三年、畠山道誓が弟式部少輔義深、豐前の守護職となり、來りて在城す、此時宇都宮は鎌倉の時より豐前の守護職たりといへども、其頃官軍方たるに因りて、足利將軍より畠山義深を下し居給ふ、應安三年、大内修理大夫盛見より攻落されて、義興自害し滅亡せり、是より大内氏の所有となる、天文廿一年、宇都宮左馬介正房より攻落され、杉刑部少輔長政自害す、弘治七年、毛利元就より攻落し、其後は城主もなし云々。

(戸城山城址)

過鏡西原、在香春添田二驛之間、　佛山

荒草枯天寒日曛、秋風獵々鏡西原、傳云源家第八郎、白旆央々仕豈軍、猿臂能彎九石弓、一箭貫鎧幾箇人、應指九國目無敵、菊池原田肝膽寒、最憶二帝爭雄日、銕河咲處演遊難、奇策不用宮已火、遂然勝游琉球實、琉球縹渺没滄外、聞説大廟奉公神、神豈不總駐軍地、時或來此議里民、驚傷拂風羽葉暴、尚疑大笛嘶雲端、

添田（ソヘダ）

今添田村と云ふ、彦山川の畔、岩石山の西麓なる小驛站とす、彦山を去る四里、香春を去る三里餘。

發添田驛、赴小倉途上作、　青村

雞聲東天白、人擁曙色行、秋風割嫩碧、荷露滴餘淸、拭石題新句、喚酒醒宿酲、野容出空曠、峰勢失崢嶸、仕友兩三輩、征途一百程、江城遙指點、粉堞忽分明、

宿添田驛作　佛山

夕投山驛卸青嚢、奈此秋寒滴薄何、一掬淸愁消不得、芭蕉葉畔雨聲多、

彦山（ヒコサン・ヒコノヤマ）

又英彦（エイヒコサン）山と云ふ、田河郡の南嶺にして、（標高三千七百尺、消火山に係る）三州（筑前、豐前、豐後）四郡（朝倉田川下毛日田）の交界に渉る、峰勢八方に分れ、數里に延く、其東嶺求菩提（クボテサン）山、西嶺寶珠（ハウシユヤマ）山最著る。山上に神祠あり、媼嶽（ウバタケ）と相對比し、皇孫尊の靈蹟を傳ふ、中世以降修驗道者の行場と爲り、堂塔を興し山伏を栖ましめ、山中大衆三千の坊舍ありと號せり、兵亂の際に割據自ら封し、富强諸侯に敵す、近年に至るまで其影響を存し、修驗道天台宗本山派の別本山に列し、鎭西山伏の管長たり。明治維新の後、靈山寺座主家は復飾し、高千穗氏と唱へ、華族に班せしめられ、男爵を賜ふ、其祠は英彦神社と稱し、國幣に列す。

座主院　梅外

山院高嶺絶塵傍、松杉合影翠蒼々、人間風邈玉簾響、日永雲浮銀鳥香、侵月寶刀挂秋水、忍冬美酒漉仙漿、欲尋前猪荒涼跡、開士一千三百箱、

彦山記畧云、慶長五年、當山老僧於伏見城、奉謁東照神君、(先是天正十五年、雖有座主遷化、無嗣子）此時、如先規可爲十方旦那守護不入之由、蒙台命也、慶長六年、細川忠興爲豐前國主、尊敬當山、爲外護之旦那、自請日野家三男爲猶子、以令繼當山座主職、是號忠有座主、以田河郡落合村、客附當山、加之以一山諸役人祿、總而二千石餘、又天正燒失已後、一山佛神寺在假殿、因之遣書諸堂、漸復舊儀、忠有座主又無男子、因之元和九年、請岩倉家二男爲法子、是號有淸座主、任權僧正、以忠有女子妻之、寛永二年、行東都、拜謁將軍家、寛文二年、依春宮御護摩、下勅於當山、令修寶祚延長之御祈禱、長爲勅願所、被下行御撫物幷御祈禱料、是未曾有之事也。

豐國志云、彦山縁起曰、太古天津日子忍骨尊の靈、鷹に化して此嶺に降止し、水晶石に影向し、本體を顯し給ふ、之を高住（タカスノミヤ）宮と申す、役行者小角高住宮の舊跡を求めて登山の時、更に少年の姿を現して行者の大願を讃歎し給ふ、行者云々の言によりて、忽ち夜叉の形に變し、大身忿怒の相を現し給ふ、則今の豐前坊、大行夜叉夜行夜叉の鎭體なり、然りしより靈驗日夜にあらはる、時に或は山岳を鳴動し巖窟を崩易す、故に世の人之を天狗倒しと云ふ、開山善正法師の事は、

(日子山)

豐鐘善鳴錄、釋善正、魏國人也、久念弘法、慨然航海、遂于筑之宰府、即本朝繼體帝、二十五年辛亥也、曉日子（ヒコ）山靈翠、而奇異、以爲是聖賢神仙之所栖遲也、遂杖錫而蹄焉、後有一獵夫至、即藤山恒雄也、初視怪甚、示來稍狎、遂得與和平明、服正之化、乞正営一精舍、正乃以所齎佛像安之、稱曰靈山寺、

と見え、一書には善正初め御笠縣古賀庄に寓止し、日子山に入る、豐後の人藤山恒雄之が弟子と爲り、山の二祖を繼く、用明帝の時、敕を奉て參内入宮したる豐國法師は即ち恒雄とす、（彦山靈驗記には、弘仁年中、法蓮中興して七里の山谷を結界すと述ぶ）其のち𠮷德增覺上人は、眞覺に事へ顯密の奥義を究め、中興法蓮の遺法を本として恢弘す、村上帝金襴の法服を賜り、寛弘三年東方に向

ひて座化す、徒衆を集めて遺言して曰く、後毎年某の所に於て神饌を備ふべし、靈鷹の至るあらんと、今に至るまで二月十一日より十四日まで、彼教の如く施行するに、靈鳥必下りて饌をうく、其鳥の中に一羽の白きこと雪に似たる者ありとぞ。

本朝世紀云、藤原長房、寬治六年、兼太宰大貳、在任之間、嘉保元年、彦山衆徒、有訟訴事、大以蜂起、初補任之時、所相從之郞從不幾、然間事倉卒成敗之間、不知所爲、逐電上洛、所謂都督也、世以之稱半大貳。○鎭西要略云、異記曰、教到元年、豐州彦山神示現、同年求菩提山神示現矣、豐州日田郡吏、名藤山恒雄、拜瑞現、祭彦山神、戒曰、求菩提山神、亦同時祭之、大寶年中、沙門法蓮、賜豐前國野四十町、而後扎醫術、古傳曰往昔法蓮上人、開當山、共宏佛法興隆也、云云、寺號靈山寺、院號無量壽院、鎭西最大名嶋也。○九州軍記云、彦山は僧房三千、彦山大權現と崇め奉る、本地西天竺の靈神なり、崇神天皇の御宇に當て、天竺國より五つの劔を東へ向て拋給ひ、吾緣の有方に留るべしと誓ひ給ふに、一には紀伊國室の熊野に留り、一の下野國日光山に留り、一は出羽國羽黑山に留り、一は淡路國乙御羽峰に留り、今一は豐前の彦山に留る、彦山に飛來らせ給ふ時は、其形八角の水精にて、御長三尺餘りに見へ給ふ、其後繼體天皇の御宇に、大唐より善正和尚來朝有て、此上を草創ありしかども、未だ佛法流通の時至らずして、頓て歸朝なりにける、慶雲二乙巳年、役行者彦山の室を開き玉ひしに、權現の靈現れ玉ひ、夫より以來靈驗九州に普く、嵯峨天皇の御宇に、法蓮上人中興し、種々の神異を示されける其頃大唐より異賊襲ひ來るとの有しに、由里若大臣を大將にて、數萬軍兵を西國へ指向らる、其時彦山は殊更に丹誠を抽べき由、法蓮上人別勅を蒙り、肝膽を摧き祈りける、實に神佛の加護にや、異賊一戰に敗北し、僅に討殘されて歸りける。○豐府軍記云、元正天皇の御宇に、彦山中興法蓮上人は般若嶋にて、如意珠を感得し、種々の神異を示されける、時に養老四年、異賊襲來て日向大隅兩州大に亂れたりしかば、天皇大に驚かせ、宇佐宮にて降伏祈念を行はれ、豐前の領主宇努首男人に勅宣ありて、八幡大神の御輿を莊嚴し、日子權現及び法蓮、同侶人聞、華嚴、覺滿、大能等の高僧、各籌慮を運らされたりしかば、異賊一戰に敗走す、其より法蓮上人高原嶽に住し、上聞に達し詔して大和尙位を賜はり、嵯峨天皇の御宇に當て始て勅願所と爲り、今に兩部習合の神事怠なし、座主と云けるは、昔淸衆の中より、碩德を撰みけるに、後伏見天皇の御宇に當て、同學の僧侶競て貫主を望み、異論止まざるの間、奏聞を經て皇子を請じて貫主となさしめんと欲す、卽勅許あり（第六の宮圓滿院）助有法親王を下さしめ給ふ、是當山座主妻帶の始なり、此山往古より守護不入なりとて、惡僧我まゝをなし、天正中秋月家に與黨し、大友の政務に從はず、天正四年より軍兵を差向られ、九年に至り御地を犯して一山放火せらる、○大友記云、彦山退治とて淸田鎭忠に三千の人數を相添遣はさる、山中三千の山伏身命を捨てゝ防ぐと雖、鎭忠上宮まで責のぼり、一字ものこさず灰燼になす、揩りける砌に山伏二人高聲によばゝり、大友宗麟七代迄の怨靈とならんと罵詈しりて、腹かき切、猛火の中に飛入けり。○謠曲花月云、扨も我筑紫彦山に登り、七つの年天狗にとられて、行きし山々を思ひやるぞ悲しけれ、先筑紫には彦の山、深き思を四王寺(シワウデラ)、讃岐には松山、降積む雪の白峰、さて伯耆には大山(ダイセン)、丹後丹波の境なる鬼が城と聞きしは、天狗よりも恐ろしや、扨京近き山々、愛宕の太郎坊、比良の峰の次郎坊、比叡の大嶽(オホタケ)、横川の流れ、日比は餘所にながめし、葛城や高天の山、山上大峰、釋迦が嶽、富士の高根に登りつゝ、雲に起き臥す時もあり。○

（英彦神社）

（鷹巣山）

英彦山事記云、昔高辨上人、彦山に詣てゝ「いさぎよき彦の高根の池水にすます心の染まざらむやは」と詠せられ、玉葉集神祇部に載せらる、享保九年、靈元法皇御願あり、英の一字を加へ、英彦山の三大字を書せる、御額を賜ひぬ、其彦の川日子は轉ずべからず宜くひいひこ山と唱ふべしとの勅諚也。

西遊記云、彦山は三千餘坊、食地一万石と云へり、弘治元龜年中までも、猶千坊餘もありしに、秀吉公九州征伐ありし時、當山の衆徒島津家へ與力して下知に應せず、是に依りて食地悉く召はなされ、いつとなく寺院減し、今は僅に三百坊あり、皆天台宗の山伏にして、淸僧僅に五箇寺、山の長を座主と稱し、制度此寺より出で、守護を用ゆるに及ばず、町家も百軒餘、酒屋八百屋なども有て、山中不相應に、諸品大かたは調ふ、銅の鳥居、空虛ならず悉く銅にして價夥敷ことにて、五萬石のものなりにて出來せし云云、僧雪舟歸朝の後、此山に六年住居せりと云ふ、雪舟の畫幅、又築ける庭園などあり。○筑紫紀行云、彦山は山國谷より登れば、先つ鷹巢(タカノス)の御山見ゆ、是より彦山の境内なるべし、豐前坊の大門前、石橋を渡り坂を登れば、御本社より數十間の大岩の根に洞ありて、それに御本社の破風をつけたり、鐘樓あり、杉の並立る所を四十丁ばかり下れば、地藏堂あり、是より坊共あまたありて、七八丁にして彦山町に至る、人家すべて百軒計、是より中嶽にのほり、北の方十町計りに銅の鳥居あり、登り〳〵て十一町目に、五間四方計りの池あり、十四町目に大講堂、小笠原殿より寄附し給ひしといふ、堂の縱横各十八間、鐘樓あり、卅五町目に岩窟あり、鐵鎖にすかりて登る、上に辨財天宮あり、五十四町目に下乘石あり、五十五町目に又岩壁ありて、鐵鎖を垂る、六十町目の峠を中嶽と云ふ、女禰權現宮おはします、伊弉冊尊の垂跡、本地千手觀音なり、祠堂は鍋島侯の寄進

そ千、中[illegible]りて[illegible]、[illegible]權現の社、伊勢社等、大地[illegible]、其の北[illegible]には法[illegible]現の社、忍穗井等、末社[illegible]曰へり、[illegible]社を合せて彦山三十[illegible]中十也、方今小笠原侯より三百石、細川侯より百[illegible]を附せらる。〇國志又云、[illegible]山の古鐘は數多ある中に、[illegible]永三十六年辛巳の銘ある者、及「文應二甲午年十二月吉日、玉屋社之鐘」と刻する者あり。

曾[illegible]山　　　南浦　洪吉

彦山高聳冠群巒、木末樓臺時始分、日落天壇人去盡、
香煙散作數峯雲、

宿彦山　　　中島　子玉

夢破山村夜未央、[illegible]明滅[illegible]、法螺吹落中峯月、
[illegible]聲三千八百房、

[illegible]山　　　蒲地　[illegible]園

天半[illegible]、樓臺[illegible]倚[illegible]、[illegible]去、
亂山[illegible]、[illegible]一面九州開、
他山[illegible]代、脚底[illegible]、

[illegible]山風土六首　　　長　梅外

彦山[illegible]風、三千羽客[illegible]、男[illegible]國[illegible]、女作一山風、
千[illegible]大、降[illegible]、[illegible]行[illegible]、[illegible]九州中。
入[illegible]行、羽[illegible]花、[illegible]笑、抑揚吹法螺、
[illegible]物、[illegible]衛[illegible]、二月布神祭、四方[illegible]。
立[illegible]地、來往[illegible]、先達[illegible]、行人[illegible]。
鐸鈴[illegible]、新[illegible]鳥[illegible]、開[illegible]石、原頭自動移。
林[illegible]、[illegible]、[illegible]如鳥、[illegible]。
[illegible]南天[illegible]、[illegible]石[illegible]、絶[illegible]、白[illegible]紅雲。
[illegible]三[illegible]、[illegible]秋[illegible]、采[illegible]、[illegible]美人肥、
女[illegible]、[illegible]不[illegible]、[illegible]去、[illegible]君依。
也疑天地別、即是一桃源、[illegible]婦[illegible]避[illegible]、生兒山下村、
青[illegible]、赤豆[illegible]、[illegible]、夜風[illegible]。

按に[illegible]國記に「豐前州[illegible]寺、戊子年（我文明二年に當る）[illegible]使來朝、書稱[illegible]山座主、[illegible]川[illegible]原朝臣[illegible]幸、以宗[illegible]國[illegible]行、大友[illegible]下、居[illegible]山、有武才」と記せしは、當時の[illegible]を想ふ、尙本朝世紀、牛大貳の一[illegible]に合せて、[illegible]強を[illegible]すへし。さて[illegible]、[illegible]にも、後世押なめて天[illegible]骨[illegible]は[illegible]けど、[illegible]交に「[illegible]野山三所大權現御[illegible]云、往昔甲寅年、[illegible]の天台山の王子、日本國[illegible]西日子の山の[illegible]に雨降給ふ、其[illegible]八角なる水精の石、高さ三尺六寸なるにて天降り給ふ」とあるを見れば、奇[illegible]せり。宇佐八幡宮[illegible]起には「彦山權現、摩伽陀國より如意寶珠を持ちて日本に渡り、當山[illegible]石[illegible]に納められ、一百六十年の後、流浪の行者法蓮上人彼珠を開き得たまふ」と載す、而も他に考據の資料なし。其高[illegible]を高千穗と呼ぶは、筑紫の上古の方言にて、總じて靈秀の峯をば、高千穗と云ひ、天神の降臨を說くを風俗とす、[illegible]は今玉屋(タマヤ)谷と[illegible]ふ、[illegible]谷、別(ベッ)所(ショ)谷と相並べて三溪と號し、又梵字岩、[illegible]岩、文殊岩、普賢岩の四岩あり。

（玉屋谷）

與村上大有、到梵字巖、途上口號　　　梅外

[illegible]分[illegible]、[illegible]晴、眼中忽失前人影、
已在[illegible]行、

等溪行、爲彦山集[illegible]坊主人、　　　佩川

君不見彦山突天々欲穿、[illegible]林[illegible]千轉、[illegible]栖神仙、[illegible]、[illegible]西何[illegible]乎、[illegible]以比人邦之[illegible]、[illegible]西來[illegible]、等[illegible]、伊昔美人從天上、（[illegible]年間、[illegible]石川[illegible]子、[illegible]學[illegible]）學曲[illegible]回[illegible]溪春、當時[illegible]仍無[illegible]、[illegible]井松[illegible]、羽衣[illegible]一道士、[illegible]以、[illegible]宗師[illegible]我[illegible]、（[illegible]田[illegible]、[illegible]大友氏、[illegible]寺氏、其[illegible]今、在[illegible]久邑）長傳[illegible]筑紫、[illegible]不解[illegible]我所[illegible]、欲和[illegible]、夢魂[illegible]何[illegible]、等溪一[illegible]水、

彦山川(ヒコサン)

彦山村は香春の南七里に在り、彦山の[illegible]は北流一川と爲り、添田村井田村を經て中元寺川と合す、[illegible]川[illegible]、[illegible]山川[illegible]、[illegible]を[illegible]の眞漏(マロ)川是なり。（今俗伊田(イタ)川とも云ふ、高羽川を[illegible]すへし）

位登郷(イト)

和名抄、田河郡位登郷。（今[illegible]村[illegible]）[illegible]ありて、此[illegible]にや、川[illegible]村、[illegible]村、中元寺(チウゲンジ)村、弓削田(ユゲタ)村なども之に屬する[illegible]、[illegible]山川の一支、中元寺川の水系なり。

川崎(カハサキ)

今川崎村と曰ふ、筑前住吉社古文書に、[illegible]元元年、足利尊氏、豐前國河崎莊を寄進して、天下安寧を[illegible]る由見ゆ、河崎即此なるべし。

猪膝(キノヒザ)

今[illegible]位[illegible]村と改む、香春の西南三里、筑前大[illegible]に通する路程にあたる、猪膝の西に金國山あり、[illegible]に當る。

弓削田(ユゲタ)

猪膝[illegible]の北なる村なり、[illegible]所引、[illegible]永幸軍忠狀云「大保大宰府已下所々評々、[illegible]馳千手要害、度々致合戰之上、豐前國弓削田陣、[illegible]夜[illegible]菅田忠、御[illegible]之時、供奉仕訖」と、是は正平九年、菊池武光の筑豐征定の時の事なり。（弓削田に後藤(ゴトウ)寺と云ふ寺あり、香春猪膝の通路にあたる。

（後藤寺）

伊田(イタ)

今井田村と云ふ、弓削田の東にして、香春驛の西南とす、彦山川の邊にて、鐵道驛に係る、古の香春郷の内にや。豐前志云、高羽川は伊田川にあたる、其彦山の水上にては、麻[illegible]川の名あり、景行紀の[illegible]名[illegible]とあると音相通ふ、あさはきをば麻[illegible]とよこなまれるならん。

香春郷(カハル)

和名抄、田河郡香春郷。（今香春村、採銅(サイドウ)所(ショ)村、勾金村等是なり、山[illegible]東北に[illegible]し、京都企救二郡を界す、釋紀所引豐前風土記曰「田河郡鹿春郷、在郡東北、此郷之中有河、年魚在之、其源從郡東北杉坂山出、直指正南（南原書作西、恐非）流下、會眞漏(マロ)河焉、此河瀬淸淨、因號淸河原村、今謂鹿春郷」。

（草流）

豐國の加波流は吾家紐の兒にいへかり居れば草流は吾家（萬葉集）

香春　香春村、今郡治の在所にて、戸數五百、小市街を成す、小倉の南七里、行橋より由須原を迂回して鐵道を通す。慶應中、小倉城長人の爲に陷られ、小笠原氏避けて香春を保つ、當時郡治を此に移し、恢復を謀る、幾もなく大政改新したり。

香春城址　豐前志云、香春嶽城は建武の頃より、少貳氏の兵之に居る、應永元年、千手信濃守興房、少貳頼光を伐ち城を奪ふ、五年大内盛見來討して、興房敗死したり。○九州軍記云、永祿五年、大友宗麟は原田五郎親種が籠りたる香春城を攻べしと、六千餘騎香春岡の城へ寄ければ、原田防くに術方つき、鬼ヶ城を打捨て、三之嶽へ引上る、又永祿十年、香春住人千手鑑元入道宗元は、大友の催促に應し、秋月の寄手に加て居たりしが、心を毛利に通し引拂ひ、己が居城へ籠りける云々、又天正十一年、大友方より立花道雪高橋紹運、宗像大宮司が籠りたる許斐の城を攻落す、大宮司は高橋元種が籠れる香春の城へぞ逃行ける。○按に原田親種（一作鑑種又元種）高橋元種皆秋月氏の庶族にて、大友大内の爭にあたり、向背其常なし、元種は後天正十五年豐太閤の西征に際し迎降し、日向國延岡に移され、封五万石を賜ふ、慶長十八年除封。○國志云、香春は驛路に當り、賑しき地也、天平中廣嗣謀逆の時、香春岳に城柵を築きしより、後世市町となれり、元和寛永頃に至りても、小倉侯より町奉行を出されしと云ふ、其後城主もなく、往來旅人とても少くなり、今日漸くに荒れたり、此山の城跡は岩山にて景色よし、秋の紅葉よき見ものなり、南朝記曰「一品式部卿懷良親王を征西將軍となし參らせ、興國元年三月、芳野の皇居を出させ給ひ、筑西に御下向ましし、供奉の人相廿餘人、新田義基同義氏、都合其勢二千餘人、和泉路に出て、青見浦より御船に召されて、豐前國柳の浦に着岸あり、夫より陸にあがらせ給ひて、香春の驛につかせ、加和良富士を御覽じて、

駿河なる富士の高根は名のみ聞く香春の里に富士を見るかな、

鏡山を御覽して、

磨かれて出る鏡の山の過の清きながれに移る月かげ。

應永戰亂記に「大内盛見香春觀音寺に詣て、香春嶽鏡山を眺望ありて和歌を詠し給ひけり」云々、此觀音寺今亡びてなし。

（香春嶽）

鹿春神社　今香春嶽の麓に在り、延喜式、田川郡辛國息長大姫大目命神社是なり、忍骨命豐比咩神をも合祀す、共に式に列す。大目命は舊一之嶽に、豐比咩は舊三之嶽に、忍骨命は舊二之嶽に鎭座せりと云ふ、一說忍骨命神社は此に非ず、[illegible]山を本祠と爲すと。（國志云、香春大明神三山（香春嶽とも云）の麓に在り、三神三殿に祀る、此社域老木古樹森々として神さびたり、香春の三山、數千丈の岩壁峨々として與居に聳え、最奇しき山のさま、實に無双の絶景なり。（續後紀云、承和四年、太宰府言、管豐前國田河郡香春岑神、辛國息長大姬大目命、忍骨命、豐比咩命、惣是三社、元來是石山、而土人惣無至、延曆年中、遣僧最澄、躬到此山、祈云、願縁神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺讀經、爾來草木蓊欝、神驗如在、毎有水旱疾疫之災、郡司百姓、就之祈禱、必蒙感應、年登人壽、異於他郡、望預官社、以表崇祠、許之、○神祇所引、豐前風土記云、昔者新羅國神、自度到來、住此河原、便即名曰鹿春神、又郷北有峯頂、有沼、周卅六步許、黃楊樹生、兼有龍骨、第二峯有銅幷黃楊龍骨、第三峯有龍骨。○按に辛國息長大姬大目命は、何人におはすにや、釋紀は「字之、豐州比賣寄社、不見神名帳并風土記也、而任那新羅同種也、辛國之民寄來、若田川郡之神社等、爲比賣許曾神之乖謬歟」と論じき、而て書記通證には息長大姫は神功皇后なるべしと曰へり、又或書に辛國姬神と忍骨命同處に鎭座しませば、皇孫も辛國より渡來しませりと疑はると論ず、上の諸說いづれも明白を缺く所あり、神功皇后の生家息長氏の外戚は、天日槍（新羅王子）の裔なれば、日槍の妻比賣許曾をも、後世追號して辛國息長大姬と曰へる歟、其忍骨命豐比咩命の此に祀らるゝは、其所以を知らず。大同方に、「中藥、田川郡豐姬神社祝中津比古傳方」と載す。○元亨釋書云、弘仁五年、最澄於賀春神宮寺、講法華經、是時豐前州田河郡吏等、錄瑞事狀寄之、澄開封告衆曰、非吾滅後、不得開緘、寂後門弟子等披閱其文、曰今月十八日未時、紫雲出嶺、起賀春嶺、覆法筵之庭、村民悉見敬異、又寂澄講時、宿賀春山下、夢梵僧來前、袒衣露身、左肩似人、右肩如石、言之曰、我是賀春明神也、和尚慈悲、救吾業道之身、我當加助求法、晝夜守護、欲知我實、海中急難、現光爲驗、證明見彼山、右邊崩殘、草木不生、宛如半身、故異焉、又海中風浪、異有光耀、是以此神之不浪也、而建法華院、自創講席、乃神宮院也、開講之後、其右嶺之地、漸生草木、年々滋茂、觀者嗟異。

（賀春）

鏡山　香春村の東北にして今勾金村の大字なり、東に七曲峠を踰ゆれば京都郡久保新町に至るべし、北に泝れば採銅所村に至る、鏡山神社在り、社境は平野中に孤立して、形狀秀麗なり。國志云、鏡山神は神功皇后を祭るとぞ、鏡池は民家の傍に在り、又北丘を大君原と曰ふ、ほふき原とも唱へり、東西五十間許、御陵の祠二所并べり、此近邊松樹立茂る、此御陵地より南百餘間に、天皇陵松とて大松あり、何天皇と申事詳ならず、此松の百間許西に鏡山大明神の祠あり、南豐紀曰、黃石横二間四尺、長三間六尺、其色青黑く奇妙なりとかや、今其所在詳かならず。

河内王、在豐前國鏡山之時、手持女王作歌、三首、

おほきみのむつみあひや豐國の鏡山を宮と定る（萬葉集）

豐國の鏡の山に石戸立隱りにけらし待てど來まさず、（同上）

石戸わる手力もかも手弱き女にしあればすべの知らなく。

（按に、河内王は持統紀、三年、筑紫太宰帥に任せられ、其八年に卒せられたり、萬葉の歌に因りて、此鏡山の邊に葬られ玉へる由も明白とす、近年鏡山（拔地百二十尺許）の西麓に、前方後圓の古陵墓あるを、卽河内王の墓擴と曰ふ、石槨徹に露出し、崩壞の條なれど猶二十餘尺の墳起を見る）

村主益人、從豐前國上京時、作歌

梓弓引豐國の鏡山見ず久ならば戀しけむかも、（同上）

萬葉佃覺抄云、豐前風土記曰、田河郡鏡山、在郡東、昔者氣長足姫尊、在此山、遙覽國形、勅祈曰、天神地祇、爲我助福、便用御鏡、安置此處、其鏡卽化爲石、見在此山中、因名曰鏡山焉。

豐國のかゝみの池のかゝみ石かくれもせしなあらはれもせじ、（枕草子）

採銅所（サイドウシヨ）（金部峠）

今村名と爲る、香春の北一里、香春嶽の東なる溪澗に在り、北は金部峠を以て企救郡と相限る。金部峠は古風土記に「鹿春鄕、有河、其源從郡東北杉坂山出、直指西流、下湊會眞漏河焉」とありて、其杉坂山に當る、西流とあるは南流の誤なり、眞漏河は今詳ならず、蓋こ山川を指す。この村は古代採銅の所にして、金部峠、金川、鏡山等恐らくは皆出銅に因める名也。國志云、聖武天皇天平十六年、宇佐宮に放生會の式始まれる時に、勅使下向、今井津に着岸ありて、久佐波の宮に豐日別大神と宮幣を合せて奉る、因て宮幣宮と稱す、此時田川郡採銅所に神幸あり、香春嶽の麓にて寶鏡を鑄奉り、神宮に獻すと、宇佐舊記に見ゆ。○按に豐前の採銅は、國史著名の事蹟にし、古風土記にも「鹿春鄕北、有峰、頂有沼、第二峯有銅、幷黃楊龍骨」と錄す、黃楊は櫛に造る料にて、龍骨は詳ならず、延喜式、太宰府貢進の藥種中にも龍骨あり。此銅坑何の世より廢絕せしや、今は村名を遺すのみ、但香春嶽の西面に、今も赤鐵礦を產す。○三代實錄云、元慶二年詔、令太宰府、採豐前國規矩郡銅、充役郡徭夫百人、爲採銅鑄作、先潔淸齋戒、中奏八幡大菩薩宮、仁和元年太政官處分、下知長門國、遣破銅手一人、堀穴手一人、於豐前國採銅使許、以豐前國民未習其術也。延喜式云、主稅寮、凡鑄錢年料、銅鉛者、豐前國銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千四百斤、每年採進。

豐前志云、採銅所村の長光氏文書に、鑄鏡の典故を錄せる者あり「宇佐放生會行幸會之二大會、每被遂行、上古從朝廷遣勅使、勅使着船于今居津、逗留于草場村之在廳、在廳官人至採銅所、而御正躰金銅奉鑄之儀、被催奉云々、（中畧）淸祀殿一字、板葺九尺間三間四方、柱十二本高各二丈二尺、土坐中央鍛冶床、天照大神御社一字、神宿殿一字、勅使殿一字、在廳官人小屋一字、先淸祀殿御事始、四方立御鉾、此料者於築城郡御本山若林山之麓、筑後堺之内材木伐取之、右兩山者桑田鄕内也、（中畧）次香春嶽御山開祭有之、次長光奉鑄寶鏡之前日、黃金之鉢盛淸水、立眞坂木、取添白和幣、奉降申天照大神、（中畧）三御殿料、奉鑄之事終而、三御正躰入御十禪宿殿、（中略）入御草場村豐日別宮、駕輿丁廿四人、吉田鄕東鄕北鄕之所役也」これを宇佐宮寺應永廿七年造營記に參照するに「上古は勅使なり、今は在廳出仕也、官幣御正躰を持參、此正躰と申者、採銅所より每年所進也」と載せ、いと明白とす、又天照太神とは伊勢大神にあらず、鏡作の祖にまします、天照御魂神を云ふのみ。

夏吉（ナツヨシ）（田河）

今金川（カナカハ）村と改む、香春の西に接す。國志云、夏吉村は日本紀に高羽といふ所なり、神夏磯（カンカシ）姫の遺跡と傳ふるもの、八幡祠の南に在りて、方俗香春（カハルカシ）原と呼ぶ。○按に此村は延喜式田河驛なるへし、又多米驛あり、共に豐前府より筑前の太宰府へ通する者なれど、共位置精明白を缺く。

又按に高羽川は今の彦山川なれば、郡名も田河の高羽より起れるを知る、景行紀「天皇、幸筑紫、神夏磯媛其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、發向寶之曰、唯有殘賊、一曰耳垂、二曰鼻垂、三曰麻剝（アサハギ）、四曰土折猪折、其所據並要害之地、故各領衆屬、爲一處之長、願急擊之、麻剝潛聚徒黨、居於高羽川上、於是先誘麻剝之徒、仍賜赤衣褌及種々奇物、兼令攜不服之、三人乃率己衆、而參來、悉捕誅之」と神夏磯姫に企救京都田川三郡の長なりしにや、麻剝は彦山に栖みしならん。○人類學會雜志云、豐筑の古墳をカウヤと呼ぶ、其夏吉村丘陵の橫穴に、四體の人骨あり、此丘陵の南腹には七八十の穴あり、いつれも朝鮮土器、祝部土器、曲玉管玉、金銀環等あり、中には鐵器の破片もあり、此數十の橫穴ある丘陵を挾みて、東と西と南と三方とも、殆に一町ばかりを隔ちたる丘上に、亦數十の塚穴あり、大石にて構造し、人工とも思はれぬ大層なるものあり。

地學雜志云、夏吉炭坑の石炭は、層狀の安山岩脈に觸れ、其上部一面に柱狀を呈す、土人之を燼石（センセキ）と唱へ、石灰製造の燃料に供す。

城田鄕（キタ）

和名抄、田河郡城田鄕。○今詳ならず、夏吉糸田井田の邊にて、田河の郡家の地と想はるれど、徵證すべきものなし、豐前志には、城田の名は上野の邊にのこると云ふのみ。

糸田（イトダ）

香春の西一里半、金田驛の南十餘町に在り、今糸田村と云ふ。

元弘四年の春、糸田貞義（太平記異本に時賴に作る）糸田堀口の城に楯籠り、北條恢復を謀る、貞義は規矩高政の族人にて、筑紫探題の一黨也。太平記云、元弘四年春の比、筑紫には規矩掃部助高政、絲田左近大夫將監貞義といふ平氏の一族出來て、前亡の餘類を集め、所々の逆黨を招きて國を亂さんとす、是のみならず、伊豫の國には赤橋駿河守が子息駿河太郎重時といふ者ありて、立烏帽子峯に城を拵へ、四邊の庄園を掠領す。○按に、糸田堀口城と云ふも此なるへし、規矩高政の據れる帆柱嶽と云ふも、豐筑の州界にて此地に遠からず、不審、要するに、高政の帆柱嶽と云ふも、貞義の堀口城と云ふも、太平記大全などに載する所、疑惑なき能はず、古文書に據れば、上總掃部助高政、同左近大夫貞義の謀叛は、建武元年七月の事とするも、其地を明記する者を見ず。

益軒紀行云、糸田の南二十町計、みなきの水とて水の涌出る所有り、嘉摩庄内の東高山の谷間にある谷水、何地ともなく土中に入て、四時流れず、其間一里に近し、其下糸田に至りて方五六町の池あり、みなきと云ふ、彼弓削田村より地中に入りし水、忽此に流れ出つ。

金田（カナダ）

又神田に作る、香春の西北二里、直方驛に通する運炭鐵道あり、糸田の北に接する村にして、赤池驛にも近し。彥山川中元寺川此にて相合す、中元寺川は長五里、彥山の西北に發す。

上野（アガノ）（赤池）

金田の北に接す、今上野村と曰ふ、西北は鞍手郡に連る、北に福智山聳立す、赤池（アカイケ）を驛所とす、香春と直方の中間にあたる、赤池川とは此に彥山川の一名とす。

益軒紀行云、田河郡上野村に興國寺とて古刹あり、帝の綸旨將軍の敎書など、文書數通あり、此里にすゑ物作りて燒く竈戸あり、流の美しき瀧あり、布引にもおさく劣るべからず、上野の南十町計に（辨城村の高山の麓）岩屋二有、其口方一間半計、天龍の岩屋にて人力の爲せる所にあらずと云ふ、辨城の南夏吉にも岩屋ありて合屋（カフヤ）と云ふ。

興國寺（コウコクジ）

天目山と號す、上野（アガノ）に在り、曆應中、南禪寺無隱元晦和尙、律寺を改めて禪院と爲す、寶覺寺と曰ふ、足利尊氏直義之に歸依し、其敎書三通今に存ず、天文十三年、大內義隆更に永快和尙を請し、中興せしめ、興國と改む。（國志）

多米（タメ）

延喜式の驛名なり、宇佐大鏡に「田河郡、多米、虫生、稻光」と地名をつけたれば、本郡のことなるべし、太宰府への通路とおもはるれど、今其名を失へり。

筑前國

筑前國（チクゼン）

東は豐前、南に筑後、幷に肥前に至り、（東南隅は豐後と相觸る）西北は海洋に臨む、卽遠賀（ヲンガ）川流域、玄界（ゲンカイ）洋方面、及び朝倉郡の三地區を以て一州と成せる也。（朝倉は形勢筑後に入り、他の二地區と相離る）今一州九郡に分ち、面積百四十餘方里、福岡は市制を布く、縣治は卽福岡に在り。

筑前は筑紫（ツクシ）國の中にして、其本據は實に今の筑紫郡に在り、文武天皇二年紀に筑前の名初めて見ゆ、和名抄之に注して筑紫乃三知乃久知と云ひ、延喜式十五郡に分つ、太宰府其御笠（ミカサ）郡に在りて、國府の事をも兼攝したり、其國治の沿革太宰府の條に見ゆ。○筑前國續風土記云、此國は平地廣く村里絡繹せり、北方は海をうけ南山を負たれば、魚鹽多く薪材乏しからず、民部式に上國と定めしも宜なる哉、且四方運漕の便よければ、商賈諸國に往來して有無を交易す、福岡博多を一都として來りつどひ、萬の資用を買とゝのへり、昔は當國に太宰府有、九州二島の政事を執行、蕃客にも對接せり、故に西の都（ニシノミヤコ）と稱し、富庶の所なりしとかや、源賴朝卿惣追捕使たりし後、國東の士武藤小次郎資賴奧州征伐の時軍功有、其賞として太宰少貳に任せられ、筑前豐前肥前壹岐對馬の守護職たり、其子孫世々少貳と稱す、其後北條の謀にて、鎌倉より探題職を此國に置て、九州二島の政事を司とらしめられしかば、尙古にも劣らぬ繁華の地なりし、（中略）天文の頃天下大に亂れて、九州は偏地なれば爭擾殊に甚し、天正の時にいたりて薩摩に島津、肥前に龍造寺、豐後に大友、此三家鼎の如く峙て國を爭ひ合戰止む時なく、中にも此國は襟喉の地なれば、戰場のちまたと成り、國中には少貳、宗像、原田、秋月、麻生の五家大身にて、其家人をわかちて端城を守らしめ、各郡村を爭ひ戰鬪を事として空敷日なし、かゝりし所に天正十五年、秀吉公九州を征伐して亂を靜め、此國を以て小早川左衞門佐隆景に賜はりたり、隆景天性智慧深くして能く民をなつけ、四境のうち治りて百姓悅服しける、されども國を治る事唯八年にして、其養子秀秋に讓りて備後三原城に隱居せらる、秀秋國政正しからず、秀吉公閙玉ひ、隆景死去の後此國を沒收し、慶長二年越前の府中にて十六万石の地を賜ひて彼地に移られしかば、（今按、秀秋越前轉封の事他書に見えず）此國には主なくして、石田治部少輔三成代官として、三年の間かりに國の政事を取行ふ、同四年正月、東照宮の御諚言によりて、秀秋再此國主となり、同五年の秋石田治部少輔亂をおこし、此時にあたりて黑田孝高入道如水公、其子甲斐守長政公は元來二心なく東

照宮の御方に參りて、父子共に莫大の恩賜を蒙されしかば、其勲功の賞として、此國を以て長政に賜はりたり、凡此國小早川家の時田畠三十万九千七百町、高三十万八千石と傳ふ、元祿の今は黒田家領にまじれる諸士標の公領屋津領まで數へなば、凡五萬町許なるべし、人口は三十三万五千餘とす。○按に筑前、和名抄、田一万八千五百餘町を録し、明治二十九年、人口凡五十七万、耕地七万二千町とぞ。

筑前は遠賀川流域には若松を海港とし、炭田鐵道并に運河の便あり、玄界洋方面には博多を埠頭として、財貨の聚散一に之に由る、國道は小倉より博多を經て、肥前(鳥栖驛)に入る者、即九州幹線の鐵道なり、他の諸路、博多より伊萬里に赴く者、博多より飯塚(遠賀川流域中游)に赴き、又飯塚より朝倉郡に赴く者、并に朝倉郡の數線は、尚鐵道を缺く。

筑前國の筑豐炭田の名は實に今代に起れり、石炭採掘の業、古人の知らざる所にして、其利用今日の盛大を見る如きは、維新以前の人の夢想にだも及ばざる者とす、明治二十六年、本邦採炭合計、四百七十餘萬噸中、筑豐の産三百萬噸と曰へり、古書には石炭を燃石と曰ひ、今の黑金剛石と呼ぶが如き聲價を有せず。○續風土記云、燃石は遠賀鞍手、嘉麻穗波、宗像郡の内、所々の山野にこれあり、村民之を掘り取り薪に替用ふ、遠賀鞍手殊に多し、烟多く臭惡しき雖、よく燃えて民用に便あり、薪なき里に此石多きは、是造化自然の助なり、○西遊雜記云、宗像郡の赤間町の近邊よりは石炭を出す地多し、此故に至て下直なるものなり、百姓家殘りなく朝夕の焼ものを爲すに用ふ、此地より出るはいろ黒くして、往來筋は年々おち散く石炭にて道筋黒し、當地より三里南、遠賀郡の内香月村といふ所より出る石炭は、揩墨に用ひ、下直なる墨より一段よし、佛家の經文を書寫するに、清淨の墨なりとて、他國より求むる者ありとぞ。

嘉穗郡

嘉穗郡

明治二十九年、嘉麻穗波の二郡を合同して、新號を建つ。遠賀川の西支源の地にして、連山之を圍繞す、彦山東方に崛起し、其餘脈北に延びて田川郡界を劃し、又一脈西に延び、馬見山根智嶽と爲り、北に折れて竈門龍王と爲り、以て朝倉筑紫粕屋の諸郡と分堺す、面積凡二十一方里、民口六萬五千、飯塚を治所とす。

本郡は山谷の間と云ふと雖、東北豐前より西南肥前筑後に通ずる捷徑に當るを以て、走路多し、其要道亦大險なし、近年炭田の開採、郡内到處に起り、舟車の運輸盛大を極むと云。

嘉麻郡

明治二十九年廢止し、穗波郡と合併して嘉穗郡の號を立つ、遠賀川の西支源(嘉麻川と曰ふ)の山谷中、殊に其東側を指せり。○和名抄、嘉麻郡加萬と訓じ七郷に分つ、安閑紀「筑紫鎌屯倉」と云ふは本郡の起因にして、今稻築村大字鴨生は蒲原の謂にやあらん。

(鎌)

嘉麻川

桑野谷(今宮野村大字)に發し、西北流大隈驛碓井村を經て、飯塚の北に至り穗波川を併す、以下北流し舟楫を通ず、四里にして直方驛に至り、彦山川と相會す、源頭より直方に至る凡十里とす、其以下には遠賀川と稱す、兩傍の山野到る所に炭坑あり。

馬見鄕

和名抄、嘉麻郡馬見鄕、訓牟馬美。○今足白村、宮野村(大字宮吉、桑野等)大隈町等なり、足白に大字馬見存す、東南に一山の傑峙を示す、嘉麻川(遠賀川の西源)の源頭とす、馬見山と云は即南嶺にして、標高凡二千七百尺、本郡と朝倉郡を界す、山中に白馬神明あり。○按に天神本紀、饒速日命天降供奉二十五部の天物部の中に、馬見物部あり、(一本眞作目見)鞍手郡に天物部の住止せる事明白なれば、此地も隣近の地なれば、其證明。○續風土記云、馬見村に古城址あり、永祿の頃大友家にて筑前諸郡所々に兵を入置きける時、馬見城をば毛利兵部少輔鎭實に預け置きける、然るに天正七年秋月より使を以て、鎭實に此方に一味し人質を出されよとの事を申入れしに、鎭實一旦僞の和睦をなし時の難を遁れなば、後は又謀を以て質を取り返すを得べしと、乃ち十二才の女に此由を云含め小脇指を女に渡し、汝が捨ん命は軍形の御爲なれば、父が忠義の故と思ふべしとて、使者を添へて秋月へ遣しける、程經て後鎭實が家人御手洗五郎三郎と云才覺あるもの、魚商人となりて魚腹に鎭實が狀を入れ、即女子を盜み出しけるとぞ。

(山見馬)(白足)

宮吉

今宮野と改む、宇佐大鏡云、嘉麻郡宮吉、治田百町、號稠川新庄也、以治承二年、伴名田永爲不輸神領。

大隈

今大隈町と曰ふ、山驛なり、豐前の香春猪膝より秋月久留米に通ずる驛路にあたる、近年折尾飯塚より鐵道を架設し此地に達す、飯塚の南六哩、折尾に至る廿四哩。

大隈城址

(益富)

續風土記云、益富城址は中益(今大隈町大字中益)に在りて、大隈の市中に最近き故、世人は大隈の城と云ふ、是秋月種實の父宗全の居城なりしを、天正十五年秀吉九州征討の時、北陸道の兵を以て、此城の三里東なる豐前岩石の城を攻めけるに、僅に一日にして陥りたり、其勢におそれ此城にありしもの城を捨て、皆秋月の本城古所山に引退きしかば、其跡に秀吉公陣を移され、入町坂を越て秋月に趣し賜ふ、黒田長政入國ののち此城

を改築し、家臣後藤又兵衛を置く、又兵衛逐電の後城を崩せり。

山田郷

和名抄、嘉麻郡山田郷。○刊本に之を缺く、高山寺本によりて之を補ふ、今山田は熊畑と合せ熊田と改む、大隈の北に在り。

安國寺

大隈の北一里、熊田村下山田に在り、足利氏所建の國分寺なり。○續風土記云、下山田の安國寺は、白馬山景福院と號し、曆應二年一國一所の勅建なり、されば其初七堂悉く備はりしとかや、其舊地は今の觀音堂より一町奥、山深き所に在り、其地を小園と謂ふ、本尊は千手觀音なり、文安四年の春回祿、其後寺主再興を志し、文明二年に至つて成就す、卽今の地なり、其後天正二年秋月種實住持晁瑀と相謀りて再て佛堂を建立せり、其後元和八年に村中より觀音堂を再興す、今はただ此の觀音堂のみ殘る。

碓井郷

和名抄、嘉麻郡碓井郷、訓字須井。○今碓井村、千手村是なり、馬見郷の西に接す、碓井の永泉寺は朝倉郡秋月氏の菩提所なりしとぞ、碓井以北は炭坑所在に之あり。

千手

碓井の南なる山村なり、大隈驛より千手を經て秋月に至る三里、嶮路稍險なり、此村に千手寺と號する觀音堂あり、村名之に因る。

按に、正平九年草野永幸軍忠狀云、一色五郎已下凶徒等、打出筑前國嘉麻郡、依遂合戰、大將軍御發向之間、最前馳參、於善導寺大保太宰府已下、所々陣々、致宿直警固、馳向千手要害、度々致合戰之上、豐前國弓削田陣云々と、是は菊池武光が征西宮を奉して征伐せる時にして、千手弓削田等は足利方高橋光種などの黨與ならん、一色五郎は卽範氏の族ならん。○又大内家より當國管領の頃、嘉麻生千手秋月の三士を筑前の國衆と號し、山口出頭第一の大名なりき、大内殿有名衆記には、千手治部少輔と云ふ、其興廢の跡詳ならず、惜むべし。

宗祇筑紫紀行云、守護所陶中務少輔弘詮の館に至り、傍の禪院にやどりして、又の日彼館にて、さまざまの心ざしあり、折ふし千手治部少輔、杉次郎左衞門尉弘相などありて、杉の弘相の知る所、長尾といふに行く、都より志深からねば、雲にても又おろかならんやは、やがて百韻をはじむ、山ふかきわたりなれば、

もみぢしてなほみどりたつ深山かな

是より宰府宮司へまゐる（ここに陶の館とあるも何處にや、席取などなるべし、長尾も詳ならず、花尾などにや）

大村郷 (稻築)(山野)

和名抄、嘉麻郡大村郷。○今稻築村なるべし、大字鴨生あり、鴨生蒲原の轉にして、嘉麻の郡名も之に出でしならん、大村もと云も、嘉麻の郡家なれば、斯く呼べりと想はる、碓井郷馬見郷の北に接す、安閑紀に見ゆる鎌屯倉も此に外ならず、鴨生の西に接する大字山野に石佛數百あり、五百羅漢を造れるに似たり、寺宇久しく廢絶し、其緣起を知らずと云ふ。

三緒郷

和名抄、嘉麻郡三緒郷、訓美乎。○今笠松村是なり、大字三緒存す、大村郷の北に接し、飯塚町の東なり、東鑑文治五年筑前國三緒莊とあるは、三緒の誤なり。

鯰田 (笠松)

今笠松村に入る、嘉麻川の東畔にて運河の便あり、近年は又鐵道車驛を置かる、飯塚、小竹の間にして、炭田の盛大なる地なり。

綱別郷 (庄内)

和名抄、嘉麻郡綱別郷、訓都奈和岐。○今庄内村是なり、大字綱分存す、三緒郷の北に接す、延喜式綱別驛は豐前田河道を承け、伏見驛を經て大宰府に通したるなり、宇佐大鏡に御封嘉麻郡綱別庄と錄し、後世庄内の名起る。○續風土記云、庄内河内は南北に長し、東は小山を隔てゝ田川郡と堺す、六千石の村里とぞ。○綱分の東南に金國山あり、田川郡猪膝驛の西に當る孤峰なり、綱分川之に發源し、西北流嘉麻川へ入る。

草壁郷

和名抄、嘉麻郡草壁郷、訓久佐加倍。○今草壁の地名なし、疑ふらくは莊内村の北なる、頴田村にや、鞍手郡勝野村に接する地なり。

頴田 (鹿毛馬)(馬城石)

頴田村、今カヒをカウと訛る、此村に鹿毛馬と呼ぶ牧場址ありて、牧野明神と名づくる祠あり。○此牧場址は今林野數町の曠地なれど、中に田畝もあり、泉池もあり、長六町餘横三四町、堤線曲折すれど、其堤線は全く石築して之を圍む、謂ゆる神籠石の狀あり、土俗牧の石と呼ぶ、按に牧は我古言馬城にて、牧馬の場をば、石を累ね垣と爲し城郭の姿ありしを知る、（之を磯城とも云ふ）されば土俗馬城石と云ふは、正しき傳説なるべし。

穗浪郡

明治二十九年廢止し、嘉麻郡と合併し、嘉穗郡の號を立つ、遠賀川の西支源（嘉麻川と曰ふ）の山谷にして、特に其西偏を指す、穗波川と云ふは、又其一支にして、嘉麻川に合流す。○和名抄、穗浪郡五郷に分つ、安閑紀「置筑紫穗波屯倉」と云ふは本郡の起因にして、文武帝國郡制定の比に、屯家を郡家に改められしならん、後世波字を用ふること多し。

土師郷 (桂川)

和名抄、穗浪郡土師郷。○今桂川村と云ふ、大字土師存す、碓井郷（嘉麻郡）の西に接す、桂川は土師の南嶺に發し、北流五里、片島に至り嘉麻川に注ぐ、卽穗波川なり。○土師の種因寺は藥師佛を安置し、古刹なりと云ふも、往時炎上して其傳を知らず、又一丘上に十三塚あり、蓋土師氏の舊墳なるべし。

内野

今内野村と云ふ、桂川村の西南山中に在り、續風土記云、内野、山中にありて一宿驛なり、民家多し、直方飯塚より此に至り、御笠郡山家の宿へ行く、其間の坂を冷水越と云ふ、内野町昔時はなし、慶長十七年、

(冷水越) 落祖長政公其家臣毛利但馬をして、此地を見そなはしめて、町を立らさせらる、標智山と云ふ高山あり、竈門山につぎて高し、

三坂郷 和名抄、穂波郡三坂郷、訓美佐加（今上穂波村・大分村などにや、詳ならず、上穂波村は古の太宰府より豐前田河仲津へ通する山道に當り、竈門山の東なれば御坂の名も起りしにや。○續風土記云、

(山口) 山口村（今上穂波村に屬す）は飯塚へも三里、太宰府へも三里あり、昔太宰府より京へ上る驛路なりしとぞ。

伏見 今詳ならず、延喜式の驛名に伏見獨別とあれば、豐前の田河郡を經由せる、京街道なることを推斷すべし、今の上穂波村の邊にして、大字山口、馬敷などに舊墟を求むべきごとし、即獨別驛の西南四里許の所とす。○馬

(馬敷) 敷池は池中に島あり、古墳たるべきよし一書に見ゆ、馬敷は馬次の訛か。

大分 上穂波村の北にて、穂波村の西なる一村なり、大分八幡宮在り、八幡宮の北數町、大字高田に四十塚と號する古墳散在す、又一日塚と號し、周百間許高三十間許の大墓あり。

大分八幡宮 續風土記云、大分八幡は日本五所別宮の隨一にして、鎭座最舊し、按に神功皇后宇瀰村に於て皇子（八幡大神）を誕生ありて、京へ登るとて具し奉り、大口嶺乳首坂を越え、此地に至り給ふ、其御蹤に祠を建てしが、延喜二十一年に、八幡大神の託宣に依りて、是より箱崎に移し奉ると、古は大社にて宮立いかめしく、祭田も多かりしに、中頃亂世にて衰廢したり、社僧の坊あり、現山長樂寺と云ふ、天台宗なり、凡大分村は町長く里廣く、屋どころ清く靜にして、其景色物ふりたる、境内のたゝずまひ、林の木立いと面白く、西は山谷の間又塘の邊に、多く生茂る松の混しき粧ひなど、又なくめでたしと見ゆ、惣して山林の風光、佳勝たることゝ遙に他邦に異なり。

大内氏實錄云、明應八年八月、大内の兵豐前小倉津に渡ひ、十一月、太宰貳後太郎糾總を大分村に擊破し、八幡馬場及び内野坂に追迫し、太宰四郎を斬る（古文書）

穂波郷 和名抄、穂浪郷穂波郷、訓布奈美。○今穂波村立つ、即此なるべし、土師郷の北に在り、和名抄に布奈美と訓するは、布は音保に同しかるべし、不にはあらじ。○再按、今穂波村の東部忠隈の邊は、蘆田郷の屬にして、鎭西村ぞ古の穂波郷なるべし、安閑紀に穂波屯倉と云ふも此に外ならず、其遺蹟の徴とすべきは、明星寺是なり、屯倉の地には後世妙見祠（明星を祭る）を置くこと、諸州に其例多し、明星寺の上方に龍王嶽あり。

明星寺 今寺宇衰頽し、地名に存す、（鎭西村大字）凡龍王嶽（標高六百廿米突）の下には明星寺、舍利藏寺、蓮臺寺、建花寺、大日寺、の五刹ありしが、後世悉皆湮頽し、僅に地名を遺すのみ。○續風土記云、明星寺は平等山寶幢院と號す、天台宗、其開基の時代分明ならず、今は草堂に虚空藏菩薩を本尊とす、此寺中頃頽破して修理する人無りしに、淨土宗鎭西流の始祖辨阿（聖光上人）是を歎きて再興を志し、大日寺山に入て柱を切とり、終に三層の塔を立けるとかや、今はたゞ其の名のみ殘りぬ、所々に古跡ありて、昔しの繁榮思ひやられ、堂前の眺望目を喜ばしむ。

(大日寺) ○鎭西村大字潤野原大日寺は明星寺の北にして、飯塚より粕屋郡に通する間道之に係る、天正年中秋月勢と立花勢の古戰場とす。九州軍記云、天正八年、立花道雪の出樣は、秋月が居城古處山は要害險阻なれば、力攻には爲難し、此に穂波郡大日寺は後に石垣山を當、前は平地にて馬の脚立よき所なれば、當家の勢六千餘人大日寺へ出張し、三千餘人を石垣山に隱し置、足輕を僅二三百人出し、秋月が城邊を放火せば、秋月勢へす是を追散され、其時付來を引受て伏兵一度に切て出ば、必定大利なるべし、此計にて秋月が將井田親氏討れたり、

(潤野) 又云、同年十一月、立花の諸勢は穂波郡に打て出て、潤野原に陣を取り、宗像勢（秋月と同心なり）と合戰あり。

椿 今穂波村の大字也、字佐大鏡に穂浪郡椿庄とありて、神領の地なり、椿八幡宮存す、大鏡云、椿庄田四十三町、用作六町、宮吉名田、號椿新庄也。

太郎丸 椿に隣る、今共に穂波村に屬す、此に天道宮と云祠あり。○續風土記云、寛永七八年の比にや、太郎丸に松永孫四郎入道正審と云ふものあり、神託を得て能く吉凶を言ふ、下民信仰して社を立つ、是れ天よりの告と思ひしにや、其社を天道宮と號す、參詣するもの多し、

(天道) 終に民屋多く出來、巷をなして天道町と云ふ、宛も宿驛の如し、此所より飯塚へ一里、内野へ二里、天道宮は當初十四五年間參詣多かりしが、後漸く衰へぬ。

辨分 今穂波村の大字なり、辨分とは田畝の上より生したる名目にして、別符などの類ならん、豐後國弘安圖田帳に安岐郷辨分八十町と見え、一本には辨符に作れり、又石垣庄辨分六十町とも見え、一本別府に作れり、益別符をば俗用に辨分とも書したる歟。

八木山 今鎭西村に屬す、八木山川は粕屋郡多々羅川の水源にして、龍王嶽の北なる山村なり、飯塚より石坂を踰え、八木山を經由して篠栗柚多に通する間道あり、龍王嶽は西若杉山に連り、標高六百餘米突。○續風土記云、八木山村の城が尾、村民の昔に、天正中立花氏の兵此所に取登りしを、秋月氏の軍勢寄り攻ける、薩摩勢も助合て攻けるが、其時多くの人數打死せり、其死骸を埋めし所、城が尾の西にあり、千人塚と云ふ、今按するに、天正九年十一月の頃、大友家の軍勢筑後國生葉郡に打出ける故、秋月種實上座郡に出張して對陣す、

立花の戸次道雪、岩屋の高橋紹運兩家の兵五千餘人、敵の付來るを防かせて靜々と引退く、秋月勢之を見て急に付て競ひかゝる、道雪紹運八木山の東石坂にて先陣後陣取て返し、戰ひながら引返す、秋月勢も今は是までなりとて八木山より引返し、追討にしたる首四百餘級、石坂嶺に切かけて秋月に歸りけるとぞ。○九州軍記云、天正九年、立花道雪高橋紹雲穗波郡を放火し、引取とらんとする所に、秋月種實五千餘騎後を慕て追蒐る、兩將石坂にて旗押立取て返し、散々に切崩す、此時紹雲の嫡男統虎(後改宗茂)初陣にて例少き働きをしたりける、道雪是を感賞し終に己が養子となしにけり。

薦田(コモタ)郷

和名抄、穗浪郡薦田郷、訓古毛多。○今飯塚町是なり、大字薦田(コモタ)存す、穗波村の北隈の邊も、本郷の屬なりしならん、穗波郷の東に接し、三緒郷(嘉麻郡)の西なり。

飯塚(イヒツカ)

嘉穗郡の大邑にして、今郡治を置く、戶數一千、飯塚町と曰ふ、福岡の東八里、直方折尾丼に大隈等に鐵道を通す、近年炭田の開採以降、殷賑なり、遠賀川の水運亦此に起る。

續風土記云、飯塚は上方より長崎往來の宿驛にして、筑前に在りては、郡村の中に民家の多きこと、姪濱甘木に相つゞけり、庭屋川の上流故、川舟多し、運漕の便よくして、海味乏しからず、富人商工頗る有りて、賑へる所なり、此川は大隈川には非ず、其源は内野山大分の谷より出て、飯塚を過ぎ、其下なる片島にて大隈川と一つになる、又此村に大養院と云ふ寺あり、寺僧の言傳ふるは、明星寺營作の時、食物を調へし所に立てし故、大養院と號す、山號を器滿山と云ふ、食物を器に入て持ち運びし故なり、此寺始めは飯塚山側に有り、黑田侯の行館を作られし時、今の地に移せり、行館跡にその飯塚と云ふ一丘あり。

白飯塚趾小野瀬舟中　　遠帆

沙川滐々拍堤流、爲促歸程夜僦舟、峽霧茫迷向背、唯將漁火認前洲、

堅磐(カタシハ)郷

(片島)

和名抄、穗浪郡堅磐郷、訓加多之万。○今二瀬(フタセ)村と改む、大字片島(カタシマ)存す、薦田郷の北に接す、大谷(オホヤ)村も此郷中にや。○古事記傳云、堅磐を加多之万と注したるは、万は方の誤なるべし、雄畧紀「日高吉士堅磐固安錢、注云堅磐此云柯陀之波」とあれば、方を万に誤れるなり。○穗波川嘉麻川、片島の東にて相合ふ、故に近年改めて二瀬村と曰ふ。

大谷(オホヤ)

(目尾)

又合屋(アフヤ)に作る、二瀬の北なる一村にて、鞍手郡界に接す、大字幸袋(カウフクロ)あり。○續風土記云、河袋、庄司、目尾等をすべて合屋と云ふ、鼓打打(ツゞミウチ)前吹榛現を鎭守とす、寬永七年以降二十餘歲、白旗山の麓に鞍手郡の高取の窯を移し、燒器をやきたり、目尾をシヤカノヲと訓す、是は古の官名に尿目ありて、目をサクヤンと訓じたるに因り、斯くいふ歟。

(合屋)

宇佐大鏡云、保元元年、粥田前武者所經遠、以所領當國嘉麻穗浪郡内、合屋平垣潤野三箇村、寄進延勝寺御領、寄事於彼立券、依令虜掠彼兩郡神領等之間、以同二年、於椿庄若宮殿、令發害當庄庄司太宮貫主大神兼助、燒拂神殿云々、この合屋(アフヤ)は卽大谷の庄司にあたるべし。

鞍手郡

鞍手(クラテ)郡

遠賀川の水域にして、嘉穗田川二郡の北、遠賀郡の南なり、今一町十九村、治所は直方に在り、土俗犬鳴川の河内を上鞍手と云ひ、直方邊を下鞍手と云ふ、面積凡十六方里、民口六萬。

和名抄、鞍手郡六郷に分つ、後世遠賀の木夜(コヤ)郷、宗像の荒木郷も本郡の所管と爲る、續紀、天平十二年、逆賊廣嗣自ら五千兵を率て、鞍手道より板櫃川に向へる由を載す、鞍手道とは穗浪より本郡に入り、遠賀郡を經て企救郡に赴く捷徑を指す。○鞍手の名義詳ならず、古は物部氏の部衆弦田(ツルタ)、十市(トフチ)、二田(フタタ)、贄田(ニヘタ)の人々此部に住止したるごとし、謂ゆる筑紫物部なり、然れども其始末を知る能はず。

勝野(カツノ)

(小竹)

今勝野村と曰ふ、南は嘉穗郡界に接す、嘉麻川の西岸に跨る、小竹(コタケ)驛は其西岸にして、御德(ゴトク)山は東岸に在り、鐵道直方より小竹に至る四哩、小竹より飯塚に至る五哩。○地學雜志云、御德の海軍豫備炭山は、海拔五百尺許にて、第三紀夾煤層の一部を占め、其面積四拾貳萬坪あり、而して三尺及五尺の兩層を合せ、平均の厚さは七尺にして、壹坪の炭量九噸半なれば、總炭量は三百八十一萬噸なり、此内採炭上の損失五割を差引けば、實際得る所の炭量は百九十萬噸となる、其内利潤を收むると難き粉炭三分の一あるとせば、利益ある塊炭の量は百二十七萬噸なり、依て今若し塊粉の兩炭を合せ、一日平均百五十噸を採出すべき裝置を開かば、正に三十四年の壽命を保たん歟。

(御德)

粥田(カイタ)郷

(香井田)

和名抄、鞍手郡粥田郷、訓加衣多。○今勝野村、香井田村辺なり、香井田は粥田の訛とす、和名抄加衣多の衣字疑ふべし、高山寺本には加以多と注す。

粥田庄は集古文書に、

可早爲高野山金剛三昧院、并多賀御塔領、筑前國粥田本新兩庄事、

右件庄々、可爲件寺領之狀、依仰下知如件

貞應三年九月　　武藏守平

と見え、其加納と有木（今□□村大字有木）野母（今木屋瀬村大字野□）□田（今□□村大字□田）□□（今遠賀へ入る香月村□□）等に散在したり、そは下に引く貫首□□一□にて知らる。（本庄と云ふは今香井田村の本□□也）

正中二年、鎮西御下知状、高野山□田庄領家□□□、與在廳成勝等相論、遣宇佐宮所課事、（中略）如建久圖帳者、鞍手□□田□子五百八十□町□段内、神領百廿壹町五段、□□百四□町、庄□□百各十貳町、府領廿丁八段、國□□百□十町也、庄□内□田□本八拾町、加納陸百餘町也、加納内有木五十丁、野母十八丁、感田六十丁、□□□百餘丁、以上□百九十町也云々。

大友記云、天正十年壬午の比、立花の戸次道雪は秋月領□田庄に打出で、□□放火し、□取の□利□□に參會し、其後鷹取の城に兵粮を籠ちる、敵領十四五里一日一夜に打さばり、鷹取に粮をこめ、翌日早天よりひき返す所に、龍徳の花立□城に□たる杉十郎□□追かくる、道雪勢取て返し□合せ、花立の城にて追こみ、夫より金原を過る時に、笠木の城に籠たる秋月勢と宗像勢三千余□兩手ひとへになりて、戸次勢を前後よりおつ取まく（□□は今香井田村の大字にて笠木山は宮田村にあり）

(龍徳)　(笠木山)　(稲光)

鶴田

今香井田村の大字なり、鶴田の西に接する宮田村大字磯光に天照神社あり、三代實錄、元慶二年授位の祠とす、舊物部の□神饒速日命を祭る、天神本紀饒速日命天降□奉の五部人に「筑紫贄田物部等、天津赤星」を□せ、本郡には十市二田等の物部も□□あれば、其物部氏在住の地なりしを知る。○續風土記云、天照宮は今磯光村に在り、昔は笠木山に鎮座あり、鶴田庄の總社にして、□年直方の領主黒田長清君の命を承けて、貝原篤信其緣起を記して納め奉る。

生見郷

和名抄、鞍手郡生見郷、訓伊無美、高山寺本、註以久美。○今宮田村なりと云ふ、鶴田郷の西に接す、中世には鶴田の庄内たり、宮田の枝村に生見の名遺れる由、續風土記に見ゆ、此郷北に劍嶽峙ち、渓澗は西に注り、金生荒木郷と山谷を同しくす。

宮田

續風土記云、宮田流は若宮河内の入口にあり、若宮吉河の二川、宮田の上にて一つに落ち合ひ、木屋瀬に至り大川と一つになる、宮田迄は水深き故に川舟登る、近年は下に堰手出來て、宮田へ舟登らず、宮田村の境内に大なる石窟あり南に向へり、民家より西に在り、其内廣さ八疊敷許、入口せばく内に石佛十六羅漢あり、極樂寺、光明山と號す、宮田村に在り、知恩院の末寺なり、開基の時代詳ならず、慶長十六年、長政公二百石の寺領を寄附し玉へしが、其後故ありて絶たり、直方侯隆政又五十石の地を寄附し玉ふとぞ。

金生郷

和名抄、鞍手郡金生郷、訓加奈布。○今若宮村大字金生存す、日吉村、吉川村、中村、山口村なども本郷の屬地にや、犬鳴川の山谷にして、生見郷の西荒木郷の南を占む、中世以降若宮河内と稱せり、若宮村は福丸を驛站とす。

(福丸)

犬鳴川

遠賀川の一支源なり、吉川村の犬鳴嶺に發し、東北流福丸に至り、山口笠松の諸溝を併せ、又八木山川を併せ東流、龍徳に至り東北に折れ、植木驛に於て遠賀川に入る、延長凡五里。

若宮

今村名に轉ず、大字水原に若宮八幡宮あり、京都佐女牛八幡の神領なりしとぞ、東鑑に、鞍手領とある神領也。○續風土記云、水原の若宮は村舍の說に、元久の比金子小次郎と云ふ人、□□太平を祝ひしと、若宮河内の總社なり。吏部□□云、筑前國鞍手郡竹頓犬丸は、吉備に見え、文治二年、源賴朝の佐女牛八幡宮へ寄附地とす、後世若宮庄と號し、竹頓犬丸の名亡ぶ、今は其水原村に若宮八幡社あり、佐女牛若宮の神領に分祠したるものと覺しくて、此社の舊記什物出坐の次第に「犬丸方は稻所、竹頓方は平山横地、此外は白居に可在」と見えたり。○福丸驛の南の山野を小金原と呼ぶ、高野、小伏、稲光の三大字に渉る、天正八年の戰跡を傳ふ。

(水原)

天正八年十一月、秋月種實□□鷹取、□□□□□□□□□子徒五百人□來、□兵□之、□當□若宮、□□□□□立花、以□□□□□、□是□□二十六人□□□□、自□取□、□□□秋月、□□於□□要□、立花□共□□之、□北至□下、□□□□、□□人□之、與今□□□之、立花□□□□、□□生□、□高野、□下□□□山伏士、若宮□□至小伏、乃與之□于小倉原、□□□上□木原、□□□□、十四日□□□□、□□□□道、由□野□（井樓□□）（金丸は今若宮村に屬し、高野稲光は中村に屬し、小伏は吉川に屬す）

吉川

今村名に轉ず、若宮河内の□□にして、犬鳴山の下なり、吉川と云は本犬鳴川の一名なり□、犬鳴山は鞍手□屋の□界に當り、立花山の東二里、□高凡六百米突、□丸山は其□□なり、犬鳴の低□を□れば、□屋郡久原村に達す、□立花山城の搦手なりき、大字脇田井に湯原に鑛泉湧出す、温凡八十度。

(犬鳴山)

荒木郷

和名抄、宗像郡荒木郷、訓安良木。○今本郡に入り、笠松村と改む、大字有木存す、若宮村の北に接す、宗像と相連接すれど、分水嶺を隔つ。○有木は正中二年文書、鶴田庄加納内有木五十町云々。

(有木)

新分郷

和名抄、鞍手郡新分郷、訓爾比岐多。○今西川村是なり、大字新北あり、古川村も之に屬する歟、荒木郷の東にして、北は遠賀郡界に至る、西川又其名なり、此地より北流四里、遠賀川に入る。「小川氏云、天神本紀、饒速日尊天降之時、天物部等二十五部、同爲兵仗供奉、其一曰筑紫贄田物部、鞍手郡有新分十市二田等郷名、皆物部氏故墟、贄田即□新分也。

(贄田)

剱嶽(ツルギヤマ) 新分郷の東、弱田郷の北に獨立する孤峰なり、標高三百四十米突許、其頂上に劍大明神を祀り、山北を劍村と呼ぶ、此峯郡の中央に聳ゆれば、中山とも稱したり、劍明神は山下の諸村に分祀す、當物部氏の兵仗を祭る所にして、以て往時其族黨の住止を徴すべき者とす。

十市郷(トフチ) 和名抄、鞍手郡十市郷、訓止布知。○今詳ならず、劍嶽以東、植木、新入及び頓野村は郷名を缺けば、十市二田の二郷に、之に充つべきに似たれど、その是非を知らず。○天神本紀、從天降供奉、饒速日尊五部人中、十市部首等祖、富富侶、筑紫弦田物部等祖、天津赤星。

二田郷(フタダ) 和名抄、鞍手郡二田郷、訓布多多。○今詳ならず、劍嶽以東の地にして、十市郷と共に古代物部氏の墟なるべけれど、其名を失へり。(天神本紀云、饒速日尊、五部造爲伴類、率天物部、天降供奉二田造云々、又天物部等二十五部人、同帶兵仗天降供奉、二田物部云々。

植木(ウエキ) 今植木村と曰ふ、劍村の南東に接す、遠賀川の左岸に在りて、木屋瀬(コヤセ)と相對す、新入(シンニフ)村は植木の南なり。○東寺文書、正和三年、七條院領筑前植木庄、續風土記云、植木は小驛なり、町の傍に俗家三十戸ほど住居す、是は空也上人を祖として、專ら九品念佛を修行する徒なり。

直方(ナホカタ) 今直方町と云ふ、植木の南にして、香井田の東北なり、嘉麻彦山の二川此に於て會合す、遠賀川水域の名邑にして、人口五千六百、今鞍手郡の治所なり。折尾若松より通する炭田鐵道は、直方に至り二分し、一は彦山川に泝り、一は嘉麻川に泝る。

(入新) 續風土記云、直方は舊新入(シンニフ)村の境内にて、東蓮寺と呼ぶ、延寶三年改めて直方と號す、是は其邊なる小村の名を取りて名付らる、元和七年、長政公遠賀鞍手嘉麻三郡の内にて、四十三村四萬石の地を割きて、其末子東市正隆政に讓り與へらる、在所は鞍手郡鷹取古城の邊然るべしと遺命し玉ふ、寛永三年に此所に邑を定め、是より一の廣邑となる、隆政の子之勝、宗家を嗣き、直方の家廢絶す、禪宗雲心寺は、隆政田産六十石を寄附したまへる菩提所なり。

頓野(トンノ) (野鳥) 今頓野村、直方植木の東にて、遠賀川の右岸なり、頓野舊鳥野に作れりと云ふ、東北に尺岳(シャク)そびえ、東南に福地(フクチ)山あり、山中の福智權現を鳥野嶂と稱す。福地村は頓野の南に接し、即福地山の西麓也、田川郡に界す、三代實錄、元慶六年、筑前國鳥野神授位。

感田(カンタ) 今頓野の大字たり、正中二年文書に感田庄加納六十町とありて、建武二年西門寺所領目錄にも感多庄を收む。(後宇多院御領目錄に、感田庄とあるも之を謂る(略)

福地山(フクチ) 又福智山に作る、鞍手郡と田川企救三郡の交界を爲し、標高九百米突、山勢嶮拔なり、南の尾は尺岳と爲り、西峯を鷹取山と曰ふ、直方市街の東二里とす。○豐前國志云、福智山に權現祠あり、豐鐘善鳴錄曰「釋元實、豐前田河郡上野莊人也、幼而穎敏過人、事彦山法蓮上人、一夕夢云、上野是五尊元神降臨之地也、果感三神之靈、因奉崇保食神伊弉諾尊大己貴命、稱福智權現」この權現祠の奧六七町に瀧あり、高十二間横六間、

鷹取城址(タカトリ) 今福地村大字永滿寺の上方に在り、此山塞は天正中大友家臣毛利兵部少輔鎮實の守れる所なり、黑田氏入部の初め、家臣手塚水雪を置く、水雪長政公の命を承け、歸化韓人井田某を[illegible]本より招き、鷹取山に窯器を造らしむ、號して鷹取燒といひ、茶道の名物とす、慶長の末年に至り、其窯廢絶するも、後世筑前所々に其流を汲みて鷹取燒と稱する者あり、寛文中寶珠(ハウシヤマ)山に造れる瓷陶、最精美なりしとぞ。

木夜郷(コヤ) 和名抄、遠賀郡木夜郷。○今鞍手郡に入り、木屋瀬(コヤセ)村と云ふ、頓野村の北にして、遠賀川の右岸なり、香月(カツキ)村も之に屬すべし。

木屋瀬(コヤセ) (面野) 黑崎より直方に至る間驛なり、黑崎へ三里、直方へ一里、大字野面(ノモ)は、正中二年文書に、弱田庄加納野母八十町とあるにあたる。(續風土記云、昔務光上人穗波郡明星寺再興の時、材木を當屋川に上せ、此に小屋を營ませたりと傳ふ、宗祇筑紫道記に若松と云浦につきぬ、(中略)明ればこやの關と云ふ所にして、草の枕を結ぶ云々。(毛利記、内藤隆世全及次郎吉川元春父子を小屋瀬に差置る、是は豐前の押也、さて毛利一門、其他大名筑前の國へ打出、立花の城搦へ、普請手堅く相調へ、秋月と對陣す。

香月(カツキ) 木屋瀬北のなる一村なり、今楠橋を併す。○續風土記云、香月には香月氏の宅址、及び山寨の蹟あり、杉守宮は日本武尊を祭るとぞ、社の鳥居あり、高八尺餘、額に杉守宮、若宮貞吉氏人經秀と題す、經秀は永祿比の人にて、此鳥居は當屋浦の鑄物師須藤某の製作と云傳ふ、寶福寺は白岩山と號し、天台宗なり、文明十六年、香月七郎大夫則宗の中興、其後中亡、今觀音堂のみ殘れり、是は麻生上野入道瑞立の由棟札あり、方三間の堂なり、堂の前に石の塔あり、其内一つは高さ八尺ありて五重、其笠石の内は穿たるものにて、其中に長六寸徑二寸の銅筒あり、筒に「正和五年初冬十四日、佛師崇仁」と有り、吉祥寺は、淨土宗鎮西派の始祖聖光上人の故跡なりとぞ、(又聖光に作る名は辨阿) 上人は香月氏の家臣古川則乘と云し者の子なり、名を辨長と言ふ、法然坊の弟子と成りて筑後善導寺を開けり、此吉祥寺も香月氏與へし時衰破しけるを、文明十五年香月七郎太夫興則再興

せり、今勝光上人の木像あり、勝光其母の爲めに作れる阿彌陀の坐像あり。

(香月城址)

壽永二年、平家の一族幼帝を奉して山鹿に居りける時、香月畑の城主香月莊司秀則は、山鹿秀遠が叔父なりければ、香月一家力を盡し守り奉る、藷麻兵衛尉も香月一族なれば同しく山鹿に來りけりと雖、平家は山鹿にもこらへず柳が浦に落ちゆく、既にして三河守範頼來り平家の餘黨を退治せしめ、遠賀郡上津役の原にて藷麻香月の兵を破る、香月氏は畑の城に引籠る、藷麻氏はたのが居城三穂の城にぞ逃入りける、範頼は鹿野の北の小山に陣取りけるとぞ、範頼の本陣なりしにや其所を本城と云ふ、黒崎の西也、香月關東勢と合戰せし處を陣の原と云ふ、本城の南にあり、秀則の子香月七郎則宗は、元暦年中梶原景時に從て關東に奉公す、子孫元弘の亂に小貳大友に屬し、或時はまた菊地に從ふ、征西將軍宮下向し玉ひけるとき、武藏國の住人勅使河原某御供して下りける、此時則道に女子のみありて未だ男子なし、勅使河原が子を養ひて聟とす、則ち香月五三郎則村と號し、征西將軍宮に仕へける、後に市之瀬山の城を築て居城とす、則道其後に男子出來て三郎右衛門則次と云ふ、則村が妻の弟なり、畑の城にあり、則村と不和にして市瀬と畑と屢々戰ひけり、然れども畑は弱く市瀬は強し、依て家人多くは市瀬に從ひければ、畑の城こらへかねて、則次は大内義弘を賴み周防の國に行きける、是に依て香月畑の城斷絶せり、市瀬の城は則村が子武則麻生氏が聟となりて、後に麻生を姓とす、市の瀬麻生と云ふは此武則が末なり、三郎右衛門則次が五代の孫を香月七郎太夫興則と云ふ、其前三代は大内の家臣にて山口にありしとかや、文明十三年六月、大内義興、香月興則を遣し、畑の城を新築し、再び香月の家を興しける、此人香月中興の祖にて、興則が子則秀、其子則光、其子則貞、代々畑の城に居れり、其子孫相續て香月の庄にありしが、天正十五年に此國を小早川隆景に賜りしかば、其所領を失ひ民間に下りぬ(續風土記)

(勝木)

按に、香月は東鑑に勝木(カツキ)に作る、鎭西要略云、寛喜二年、筑前國之住人、勝木七郎則宗、賜本領勝木庄、此庄爲承久勲功之賞、賜於中野七郎助能、然而當時禁裡依寵則宗之兒童、被優恕焉、如舊給則宗、(先年梶原一家誅伐之時則宗爲緣坐爲囚、以稱無實免之、令下向於西國)助能改補筑後州高津包行名、去正月有宣旨、使御家人之子一人、候內裡之瀧口、勝木兒童、其瀧口也。

楠橋(クスハシ) 今香月村の大字と爲る、又櫛橋にも作る、(粥田鄕を參考すべし)專福寺あり、茶臼山と號し、勝光上人誕生の地なり。(筑前續志略)

(楠橋)

建武二年、西園寺殿所領目錄、并に文安六年長講三寶院所領目錄に、楠橋庄を收む、香月氏本庄の下司として、其領家をば楠門貫院に依托して維持したるならん、香月楠橋は一庄兩名と見做すべし。

遠　賀　郡

遠賀郡(ヲンガ)

鞍手郡の北にして、遠賀水域の下游なり、東は企救郡に至り、西は宗像郡に至る、江海の形勝を有し、舟車の走路に當る、卽筑豐炭田の寶藏とする所なり。今面積十五方里、民口七萬五千、十八村に分れ、郡治を洞南(ドウナン)に置く。(遠賀今俗ヲンガと唱ふ)

遠賀郡、和名抄六鄕に分つ、其木夜(コヤ)鄕は後世鞍手郡に入る、此遠賀は神武天皇東征の條に見ゆる者にして、古より西海の要害たりしを知るべし、岡又塢舸に作る。天平十二年大宰大貳廣嗣の叛するや、鞍手道より進み、衆を遠河郡家に造り、以て板櫃營に拒る、(續紀云、廣嗣衆中云、實帶於遠河郡家、造軍營、儲兵弩、而舉烽火、徵發國內兵矣)其郡家址詳ならず、疑ふらくは垣前龜尾里にや、高屋は古の崗水門(ミナト)なりとぞ。○郡鄕沿革考云、遠賀郡是利氏の時御牧郡と稱す、正保圖之に仍る、寛文中復舊して遠賀と云ふ、

(御牧郡)

寛正二年大内家壁書云、從山口於御分國中、行程日數事、筑前國嘉麻穂波鞍手三郡、各四日、講文十三日、御牧郡三日、講文十一日、筑前國續風土記云、昔此郡所々に馬牧多し、戶畑村、井籠村、波津浦などに牧有し趾あり、尚此外にも多かりしとかや、故に中頃より此郡を御牧郡と稱せり、寛文四年に國郡の名皆古に復すべき由台命あり、是よりして古名に歸りて、遠賀郡と改む云云。

筑豐炭田(チクホウ) 地學雜志云、西海道唯一の煤田たる筑豐は、第三系の中新統に屬す、其筑前に散布する煤田は、豐前の國境に接し、遠賀川の低地と福岡市の東部に位する粕屋郡とにありて、遠賀川に沿ひ田川、嘉穂、鞍手、遠賀の四郡に延長する夾炭層は、略ぼ北々西より南々東に亘れる層向を有し、東方に傾斜するもの多くして、炭層の數十有餘條に達するも、採掘に堪ゆべきは、其三尺及び五尺の炭層なり、倶に瀝青質の上炭を出すも、其火山岩に接するものは、薫焼せられて往々黴塊様の灰分を含み燐石に化成するとあり、粕屋郡の北には船底狀の向斜層を畫して、其內に三尺及び五尺の炭層を藏め、其南に位するものは亦向斜層を畫し、一尺乃至三尺に亘れる個々の炭層を現出せり、又煤田の豐前に在るものは、小倉町の南に向斜層をなす五尺の炭層と、遠賀川の一支流なる彥山川に接負せる六尺及四尺の炭層にして、其一部時に燐石に變質するものあり。○又云、筑豐炭田は其炭層に、厚薄さも質惡きあり、其質良きも層薄く、或は存

在不明、若くは存在するも炭層錯雜して、採堀に極めて困難なるもの等を除き、實際採堀に堪へ生產の見込ある量數を、其筋に於て豫算せられし者を聞くに、其結果左の如しと云ふ、

(一)遠賀區域、遠賀郡山鹿より、鞍手郡頓野に亘り、略ほ遠賀川以東の地に位する炭田を云ふ、八百六十九萬六千三百七十噸

(二)鞍手、田川區域、遠賀郡別府に起り、新入、直方、下境、赤地の諸坑區を經て、田川郡に亘る炭田を云ふ、三千六百五十萬七千九百八十噸

(三)鞍手嘉麻區域、遠賀郡野間に起り、鞍手郡西川地方を過ぎ、大隈、鶴田、勝野、目尾、鯰田、綱分等の坑區を經て、嘉麻郡平坑區に到る炭田を云ふ、千六百九十九萬五千〇九十噸

(四)山野、山田區域、嘉麻郡山野坑區に起り、稜生、才田、上下山田の地方を經て、熊ケ畑に終る炭田を云ふ、四百八十五萬四千九百九十噸

(五)忠隈、臼井區域、穗波郡忠隈坑區に起り、嘉麻郡臼井を經て、西の鄕に終る炭田を云ふ、五百二十一萬八千四百三十噸

(六)吉隈區域、穗波郡桑市に起り、吉隈坑區を經て、潤野に亘り、又分れて大分馬敷の地方に現るゝ炭田を云ふ、四百萬〇〇九千九百十噸

(八)粕屋區域、專ら粕屋郡に連亘せる炭田を云ふ、六百三十七萬二千八百八十噸

(九)企救區域、足立炭坑四近の炭田を云ふ、百〇八萬三千八百三十噸

(十)宗像區域、池田四近の炭田を云ふ、四十八萬三千三百五十噸

合計八千五百四十六萬九千二百九十噸。

上津役

香月と黑崎の間なる高原に在り、此村は延喜式夜久驛の上方に當れば、上夜久の義ならんと筑前續志略に論せり、此說に據れば、夜久驛は上津役の北方にて、今の洞南村陣原の邊に當るべし。

黑崎

洞海の南岸に在り、舊名藤田と云へり、近代福岡藩此地を以て水陸の關津と爲し、今鐵道車驛にして、小倉折尾の中間に當る、黑崎町人口四千七百。

(藤田)

續風土記云、黑崎は本州の東北端にして、豐前小倉城に近ければ、關所を置かれ非常を戒め、行客券契なければ通されず、黑崎の古城は藤田村に在り、黑田長政公入國の後、豐前境の守禦の爲め築かせられ、家臣井上周防之房二萬石の采地を賜はり、當郡の事を司らしめて、此城に置かる、此時迄は此地を黑崎とは稱せず、其頃此城山の南の下に農人の宅一區あり、其所を黑崎と云ふ、是に依つて城の名を黑崎と名付けるとかや、周防此所に在城し、其家人等多く宅を占め、工商も集りて、町の名も城の名に依りて黑崎と云ふ、元和中に至り此城破却せらる、近年は此地より大阪渡海の舟を出し、海船數多出來ぬれば、之に便乘して上下往來する者多くなりぬ。

熊手

黑崎村の大字なり、中世麻生氏此に居り、遠賀郡及び下鞍手を領知す、其館址と傳ふる所あり、又錢屋川とて鑄錢所の跡あり、其錢銘は元通國吉とありしと續風土記に見ゆ。麻生氏の古城を花尾と稱し、其南嶺帆柱山に要害を營む、帆柱山は企救郡界に在り、標高六百米突、豐前長野鄕を參考すべし、此山は元弘中北條平家の餘黨の據れる所にや。○續風土記云、建久五年宇都宮上野介重業、筑前に地を賜はり、下向して遠賀郡麻生鄕花尾の城を取立、後に帆柱山をも城に築けり、麻生氏の元祖なり、一說麻生は下野宇都宮邊の名なりと云ふ、遠賀郡及下鞍手郡を領して、重業より數世相續して此城に居住せり、然るに明應の頃麻生某大内家の旗下となりしより、

(帆柱山)(麻生城址)

(花尾)

家分れて二流となり、遠賀川の東西に居る、西麻生は吉木村岡城に居る、天正中に至り井に滅亡す。○中國治亂記云、天文二十年、相良遠江守武任は山口の亂を聞て、筑前の國花尾の城に籠りけるを、陶尾張守より野上隱岐守を大將として、大勢を差遣し攻落し腹を切らせ、首は山口にかけにける云々。○大內殿有名衆記に、國衆の第一を麻生上野介とす、又海東諸國記云、丙戌年、遣使來朝、書稱筑前州麻生藤原信歲、丁亥年又遣使來、以不緊不接待とありて、當時有勢の大名也。

岡田宮址

黑崎村大字熊手に在りと云ふ、但し岡水門、岡浦、岡津など云は、皆當屋のことなれば、疑惑なきに非ず、後考を俟つ。○續風土記云、熊手權現社は熊手村にあり、縣主神と云ふ、卽岡縣主熊鰐を祭るさ、舊社は大友氏の兵亂に燒失し、今は田圃に其名を遺し御手洗清水を留むるのみ、岡田と云は熊手村の山寺に在り、古事記に載せたる、神武帝岡水門に至り、岡田宮に一年ましますと云は此にや、岡水門に近ければ、此所を正とすべきか、昔の社の跡とて二三段計りなる所有、四方に堀あり、社の址の地を堀れば小石一面に廣く敷けり、又山寺の下海邊近き所に、王屋敷の跡と云傳ふる所あり、又其下の海邊に皇后崎と云ふ所あり、是神功皇后の大船より入りて洞海へ通り玉ひし時の遺跡にや、又此山寺と云は昔寺院のありし所とぞ、山寺の下貞元と云地に、池をめくらせる島ありて蓬萊山と呼ぶ、又其邊に大塚あり古墳墓なるべし。○古事記云、神倭伊波禮毘古命、自豐國宇沙遷移、而於竺紫之岡田宮、一年坐、亦從其國上幸、而於阿岐國之多祁理宮、七年坐、神武紀云、十有一月、天皇至筑紫國岡水門、十有二月至安藝國、居于埃宮。○按に岡田宮の位置は、岡水門の形狀に參考して、論斷すべし、而て仲哀記并に風土記逸文を以て之を推すに、洞海と崗浦又は岬門と、塢舸水門は全く相判別す、黑崎は其

[illegible]にして、[illegible]通ずるも、[illegible]三里許なり、但神武帝行幸[illegible]、[illegible]なれば、地勢上之を[illegible]するも、[illegible]さするも、相悖る所なし、書紀に[illegible]水門に[illegible]すれど、其水門より進入して、洞海に行[illegible]おれしに非ずや、[illegible]の[illegible]泊には黒崎を便利とせん、又之を當時安[illegible]の[illegible]宮并に吉備の高島に滯泊ありし[illegible]を以て、其地形を比照するに、其行宮者[illegible]入の[illegible]に在り、亦當[illegible]を要すべし。

洞海（クキノウミ）

(加茂田川)(大渡川)

遠賀郡東偏の海灣なり、其門口最狭隘にして、宛然湖沼に同じ、東西一里廿四町、南北約十町、東北に門口あり、岫門（クキト）と曰ふ、今若松港と稱す、長十二町幅四町。又西山鹿浦に通ずる溝堀あり、江（エ）川又加茂（カモ）田川と曰ふ、長八十町、幅四五間より十數間とす。又遠賀川の支派、折尾を經て洞海の西南隅に注く、之を吉田川と曰ふ、洞海の北一島を爲す者、之を遠賀島嶼と名つく、若松山[illegible]の[illegible]は其中に在り。洞海は方俗大渡（オホワタリ）川とも稱す、蓋潮を見るも細長にして江河に類すれば也。○續風土記、此海は遠賀川の末にて、[illegible]なれり、而して其東一半甚だ廣し、是れ稀の廣き川は他國に無し、依て大渡川と言ふ、其西一半甚た狹く、尤も狹き處は四五間計り有り、[illegible]の如く[illegible]他方にて未だ見ざる處なり、藻鹽艸に大渡川筑前にあるよし記せり。

筑紫なる大渡川大方は我ひとりのみ渡る浮世か（古今六帖）

仲哀紀云、天皇幸筑紫時、[illegible]參迎、[illegible]、自山鹿岬廻之入岡浦、到水門御船不得進、皇后別船自洞海（洞此云久岐）入之、潮涸不得進、時[illegible]更還自洞海迎皇后、則見御船不進、惶懼之、[illegible]、[illegible]魚鳥、皇后看是魚鳥之遊、而忿心稍解、及[illegible]洞[illegible]

（此文に據り、皇后の舟は若松港より洞海に入り、加茂田川を經て蘆屋の岡水門に赴きたまへる由、明白なり）[illegible]

[illegible]所據、筑前風土記曰、[illegible]之東側近、有大江口、名曰[illegible]水門、堪容大舶焉、從彼通[illegible]、[illegible]名曰岫門、[illegible]堪容小船焉、[illegible]波多也、岫門久岐等也、

（岫門は今若松港の東岸に戸畑と云ふ地名遺る）

宗祇紀行に「あしやにて

いつきかむあしやの月の夕しぐれ、

又の日、舟にて山中の堀江をはるばるとさしのぼるに、汐かれの頃にて、さかくたゆたひ、日も暮れ行けば、月の光計をしるべにて、菊（キク）の長濱なとはさやかに見えず」とあるは、蘆屋より洞海に入り、若松より海を渡したる樣子を知らる。

八幡（ヤハタ）

(大藏)(枝光)

今黒崎の東一里を八幡村と曰ふ、近年大藏（オホクラ）、尾倉（ヲクラ）、枝光（エダミツ）の三村を合同したる名なり、停車場は大藏に在り、小倉驛（豐前）を去る七哩　○枝光（エダミツ）は洞海の東岸に在り、明治二十九年政府此地を相して製鐵所を建置す、經[illegible]大、東洋の無比の計畫なりと云ふ、（敷地二十六万坪を要し、廿一萬噸の製鐵を計ると、其建造費は一千數百萬圓）將來の興隆想ふべし、從前僅々數十家の聚落、三四年にして民口已に幾千に上れり、其埠頭亦修築して運[illegible]の船舶を泊せしむ、若松港と斜に相接し相去る二海里、

(皿倉山)(尾倉)

續風土記云、皿倉（サラクラ）山は尾倉村の南なる高峰なり、（標高六二〇米突）帆柱山は皿倉より低し、尾倉八幡宮は其鎭坐年代知れず、其祭時に村中の女子にして、其年[illegible]を爲さざる者、機具を携へ神輿の御先に行かしむるとかや、是女功を[illegible]ましける戒にや

宗像郷（ムナカタ）

和名抄、遠賀郡宗像郷。○今詳ならず、[illegible]左右の地名、郷の系屬なし、疑ふらくは其地ならん。

獨見（ヒトミ）

古驛名なり、今詳ならず、延喜式筑前國[illegible]馬の條に、獨見、夜久、各十五疋、島門二十三疋と錄す、島門は今遠賀川左岸に存し、夜久は[illegible]、[illegible]と想はるれば、獨見は本州の首驛にして、黒崎の東なる尾倉などに當るごとし、後世驛名驛址并に亡びたり。○按に古今六帖の紀貫之[illegible]に「筑紫なる大渡川た[illegible]かたは我獨のみ渡る浮世か」、此[illegible]のみの[illegible]書[illegible]にかけたるごとし、大渡川は洞海を指せば、其辭遠なる驛名をよみ入れしなり。

鳥旗（トハタ）

(戸畑)(岫門)

今戸畑（トハタ）村と云ふ是なり、八幡村の北に接し、洞海の門口、東南岸に在り、門口即若松港にして、其市街を距る水程四町とす。○筑前風土記云、鳥[illegible]、名曰岫門、鳥[illegible]堪容小船焉、鳥[illegible]波多也、岫門久岐等也、海中有兩小島、其一曰河（カハ）[illegible]島、鳥生友子、海中出翻[illegible]、其一曰[illegible]波島、兩島俱生烏葛[illegible]、烏葛黒[illegible]也、冬[illegible]之菜也。○續風土記云、古風土記に鳥旗の海河[illegible]島[illegible]波島の二ありと、今戸畑と若松[illegible]間に小嶼あり、中島と云ふ、是即河[illegible]島なる歟、黒田公入國の初め、此中島に[illegible]し家臣三宅若狹を置かれたり、元和元年[illegible]せらる、[illegible]波島は戸畑の海上數里なる白島にあたる（長門國に係けたる阿閇島を參考すべし）

名籠屋埼（ナゴヤ）

戸畑村の北に突出する岬角なり、長五町許、[illegible]洞海[illegible]西口の南角たり、小倉の西北三海里。○仲哀紀云、天皇幸筑紫時、岡縣主祖熊鰐、聞天皇車駕、[illegible]迎[illegible]、[illegible]獻魚鹽地、因以奏言、自穴門（アナト）至向津野（ムカツノ）大濟、爲東門、以名籠屋大濟、爲西門、限沒利（モトリ）島阿閇（アヘ）島、爲御筥、割柴（シバ）島爲御[illegible]、以[illegible]見（オウミ）海爲鹽地、[illegible]自山鹿岬廻之、入岡浦。○按に仲哀紀に見ゆる魚鹽地奉献の條は、書紀に說く如く、天皇廣く天が下を知ろしめすと云ふにかけて、食[illegible]に西の御膳を進め奉れる也、其[illegible]の東には[illegible]島以東、沒利島、名籠屋までの海洋（門司[illegible]西口）をさゝげ、之に阿閇島、柴島、[illegible]見海を取添へ奉るゝ也、（沒利島、阿閇島、柴島、長門[illegible]に屬く）其名[illegible]を大濟

と云ふは當時名[illegible]屋は埼の名のみにあらず、此海村島[illegible]の別名なりし如し、其大嶺と云ふは洞海の渡航を指すものにして、今日の言に若松港を西門とし、下關を東門とすと曰はん如し。

ほとゝきす飛幡（トハタ）の浦にしく浪のしはく君を見むよしもかも（萬葉集）

(飛幡浦)

若松（ワカマツ）　戸畑の對岸、遠賀島の東端なる港市なり、戸數二千、筑豐[illegible]田の鐵道、此埠頭を以て終點と爲す、紫[illegible]門司港に次ぐ、折尾の十字驛に至る六哩半、直方まて十五哩、大[illegible]まて三十[illegible]、海路は[illegible]まて十[illegible]○若松の港[illegible]修造は明治二十五年二月より同三十二年に至るまでに於て、埋築せし總積は三萬五千餘坪にして、港内は澪巾七十間、深十四尺の渡[illegible]をなし、長さ七百二十間の防波堤を[illegible]き、安全に[illegible]の出入[illegible]せしむ、[illegible]哉一箇の小島港口に横はり、大[illegible]、[illegible]に利ならず、然れども[illegible]の八幡村に[illegible]設せられつゝある[illegible]所との關係上、二千[illegible]内外の[illegible]をして自由に出入せしむるの計畫ありと云ふ。

[illegible]風土記云、若松浦は上方往來の渡口なり、昔は修多羅（シウタラ）村（今石峯村）の枝村なりしが、黑田家入國の後に立せしめられ、常に[illegible]舟數十隻を[illegible]き、舟司[illegible]人等をおき、急用に備へらる、是は[illegible]風波あらき時、[illegible]の[illegible]往來なり難ければ、此所より發遣せらるべき爲めなり、文明十二年、宗[illegible]法師回國の時、筑[illegible]行に[illegible]く、うつり行て、筑紫國若松の浦と云ふに着きぬ、[illegible]此所を[illegible]る人麻生の兄弟、或寺に迎へとりぬ、かた山かけてうち木たかきかけより、内外海を見るに、[illegible]ふりくれわたる入日影にうつろふほど、又言ふかたなし、此人は將軍家に奉公の人に侍れば、都の物語り[illegible]にしていろくの肴もとめ出たるほど、こよろぎのいそがはしさも思ひやらる、盃かさなり受る月の光りもたゝならず、今宵は十三夜なれば、發句「名やたゝしふ今宵しくれぬ松の月」[illegible]八年有方錄云、至若松、[illegible]數千[illegible]、民人群至、出入米[illegible]、青[illegible]以東諸縣、租稅二十萬石、皆以[illegible]、大[illegible]便宜、外[illegible]玄界洋、内[illegible]崎江、東[illegible]山[illegible]江上、島嶼[illegible]列、可謂名[illegible]也、未知古人品目表出、已有[illegible]否、

(修多羅)

若松港（ワカマツ）　地志提要云、若松浦、東西四町、南北十二町、深五丈、東北に向ふ、戸畑村の間に一小島あり、其南邊[illegible]風を避くるに便なり。（水路志云、若松村は名古屋埼の南西方[illegible]里、若松灣（洞海）西岸に在る一邑にして、[illegible]鐵道の[illegible]なり、灣内水淺しと雖、石炭運[illegible]出入[illegible]し、頗繁[illegible]の地とす）

遠賀島（オンガ）　洞海を以て本土[illegible]分界す、東西三里半、南北一里許、東端に若松港あり、西[illegible]に山[illegible]村あり、山鹿[illegible]西北角なり、北[illegible]を[illegible]日ふ。（遠賀島は[illegible]若松、石峯、洞北（ドウホク）、江川、山鹿の五村に分る、石[illegible]山（ミネヤマ）東方に[illegible]起し、高三百米突、丘陵[illegible]島に[illegible]、修[illegible]は島[illegible]の[illegible]村なりと稱す、今石[illegible]村と改む。

(石峯山)

岩屋埼（イハヤ）　一名山鹿（ヤマカ）[illegible]、又[illegible]見埼と曰ふ、山[illegible]村の東北一里許、[illegible]、東[illegible]十餘町に[illegible]、一[illegible]、[illegible]九尺許、深三十餘尺、人工に成るごとし、海岸の景狀又佳[illegible]なり。○岩屋埼、馬關海峽西口の外角にして、白洲燈[illegible]の[illegible]南西約六海里に位し、高さ五十[illegible]、[illegible]より成る、[illegible]赤[illegible]なるを以て稍[illegible]し。（水路志）

岩屋埼[illegible]東北、[illegible]の[illegible]と呼ぶ、古史に[illegible]見[illegible]（サカミ）と云ふは此[illegible]、（筑前風土記[illegible]は[illegible]後[illegible]より進入し、九時を以て[illegible]島に至り、九時三十八分を以て下關海峽に進み、其途中八尺乃至十尺の潮昇を爲し、十時を以て全く大瀨戸を過ぎ去り、爰に玄界洋より來るもの[illegible]、[illegible]減する[illegible]尺とす。

(坂水)(逆見海)

山鹿郷（ヤマカ）　和名抄、遠賀郡山鹿郷。○遠賀島[illegible]是なり、宇治拾遺にやまかの莊と[illegible]せたり、山[illegible]は仲哀記に見え、山鹿城は[illegible]記にあり、

過山鹿[illegible]之詩　釋[illegible]

[illegible]々[illegible]自由、聞名[illegible]、[illegible]松[illegible]、[illegible]守山[illegible]、及[illegible]、常[illegible]遠見往來舟、未[illegible]、[illegible]

山鹿（ヤマカ）　今山鹿村と云ふ、遠賀島の西端にして、[illegible]て[illegible]屋村と相對す、故に此川口を山鹿浦、又[illegible]屋浦と曰ふ。○[illegible]土記云、山鹿浦は[illegible]五町許に、[illegible]岸と云所二あり、一は山[illegible]にして、大浪[illegible]と稱し、一は[illegible]にして小浪[illegible]と稱す、西北の風烈しければ、[illegible]せかる、狩尾（カリヲ）埼には狩尾明神[illegible]す、遠賀島[illegible]とぞ、[illegible]原浦に洞山島あり、此岩は洞穴ありて高三間半、横三間半、深十一間、土人堂山（ダウヤマ）と呼ぶ、堂山の山脊海に入り平[illegible]して[illegible]若、石疊若と號る、坂[illegible]ごとく、長三十三間横十二間、石橋は其傍に架せらる、村[illegible]にざけうと云ふ、是れ石[illegible]（ジヤケウ）[illegible]誤れるなり、其上に天成の石[illegible]、[illegible]尺五寸長[illegible]丈、高二尺三寸ありて、人のわたせる橋の如し、其上を人[illegible]みて[illegible]る、造化の[illegible]にして此の如き[illegible]にも多く有るべからず、[illegible]の石橋二つより外は未[illegible]見ず

山鹿城址（ヤマカ）　[illegible]土記云、山[illegible]村に[illegible]藤次[illegible]の城址あり、[illegible]の[illegible]在は[illegible]ならず、天文の山[illegible]前と云者あり、天正十五年には[illegible]生氏之に居りしが、豐臣家に降り城址と爲る。（參考本[illegible]記云、平家は太宰府を落ち、[illegible]津も[illegible]ければ、是より又[illegible]藤次[illegible]に具せられて、[illegible]山[illegible]城へこそ入せ給ふ、山[illegible]にも[illegible]なかりける[illegible]に、[illegible]方[illegible]萬餘[illegible]にて[illegible]押るゝ聞えければ、又取[illegible]、山[illegible]を[illegible]させ、[illegible]に[illegible]り、豐前國柳と云所へ渡給ひ、南部本云、貴[illegible]上下[illegible]に着たれども、何くに[illegible]取べしとも覺ねば、高瀨舟に込乘て海上に[illegible]ふ所に、山賀兵藤次秀遠此御有樣を見て、最惜

さの餘に山賀城へ入せ給べき由申す云々。○按に山鹿秀遠は壽永西宮の時、豐前の宮崎にて、[illegible]には平家方へと首くして、山鹿兵藤次の名東鑑に錄せらる、其家の裔は詳ならねど、原田氏の一族にて、平家滅亡とともに一旦斷絶したる歟。太平記に吉水龍宗信九州の宮方を數ふる中に、菊池桜消、草野山鹿、土肥赤星と曰へり、此山鹿は肥後なるにや、鎌倉以降麻生氏當郡を領知せば、麻生の一族に山鹿在名を唱ふる者ありしごとし。續群書類從本國序に「豐前井豐後の野芦頭、筑前介直、次爲大宰地、筑野日菜、筑前世良、宗像治、筑一貴」とある野芦頭は小貫にして、野芦頭、筑前世良は筑前遠賀郡とす。

江川（エガハ）　洞海の西口にして、[illegible]長なる清道なり、長八十町〔福十余間より四五間〕水は山鹿浦に至り、遠賀川口と合一す、今南岸の若村、島屋等を併せ江川村と號を立つ。

折尾（ヲリヲ）　今本城（ホンジヤウ）、陣原を合同し、洞南（ドウナン）村と改む江川（エガハ）の南にあれば也。折尾は洞南より西に属する九州鐵道と、若松より南に赴く筑豐鐵道との交點なり、吉田川を稱する運河も之を過ぎ、水路の利便あり。

本城（ホンジヤウ）（洞南）　折尾の北にて、今同じく洞南村の大字にて、洞海の西岸なり、此辺往時洞海の浦[illegible]りしにや、嶋屋（シマヤ）の大字あり、續群書類從云、文安五年麻生弘家が[illegible]中目録に、藤田、若松、本城、岩屋の[illegible]など見ゆ、宗祇が文明十二年の筑紫紀行にも、若松芦屋の[illegible]の事を記す、栗田家入部の後專ら[illegible]を栄させられしも、此遠賀[illegible]の事[illegible]ありしに、文化十年若松の木村[illegible]に[illegible]を開きたり、[illegible]地なれども上古[illegible]の[illegible]地を想像せらる。

（嶋屋）

夜久（ヤク）（陣原）　古書名なり今詳ならず、延喜式に夜久、島門を次第せば、遠賀川右岸にして、今洞南村陣原（ヂンバル）などにや、陣原の南を上津役（カウツ）村と云ふ、即上夜久の訛なるべし、此[illegible]名を[illegible]く、不審。

遠賀堀川（ヲンガノホリ）（吉田川）　又吉田川と云ふ、鞍手郡木屋瀬（コヤセ）より洞海に通ずる運河なり、長三里、遠賀川の水を利導し、[illegible]田川鞍手諸郡と、若松[illegible]との間の通運を便にす。○續風土記云、元和六年、黑田長政公自ら地方を巡察し、遠賀川の東に傍ひ、新川を堀り吉田折尾を過ぎ、長崎と云ふ所に出て、洞の海に入らば、[illegible]鞍手の諸村よりも、運送容易く自由ならんとて、翌七年正月中より堀り始め、同九年まで三年の間、毎年正月より四月まで六月より八月まで是を堀り、中間村より岩瀬と吉田の山間を經、折尾の境内まで過半既に出來せしが、元和九年長政公卒去し玉ひ、其功成らずして止みぬ。筑前[illegible]志略云、遠賀郡の堀川は長政公功成らせ玉はずして止み、其六代の孫[illegible]高公の世に及び、藩民の害を救はんとて、其遺志を継ぎ、水路を改め、寶暦元年正月より工を起せり、其卓越を穿つに當り、先つ三間半の真、二百廿三間の磐石を穿ち、同九年に至り成就して舟を通ずる事を得たり、然るに新渠に流入る常水寡く、舟行快からず、尚修築して、明和中に及び、其水充足し、封内四郡のみならず、田川郡の人まで隨意に舟を上下して大利を得たり、然れども[illegible]田に水害を生ず、乃ち文化元年更に渡口を改造し、大功初めて完成す。

館屋敷（タテヤシキ）　今水巻（ミマキ）村と改む、遠賀川と堀川の間なる村里なり。○筑前續志略云、立屋敷村に島野（トノ）[illegible]あり、（鞍手郡[illegible]野村にもあり）其氏子[illegible]吉右衛門と云者、寶文十二年神託を蒙り、蝗を除くに鯨油を田に注ぐことを感得したり、享保十七年に島野社の神官此法を郡廳に訴しかば、諸郡に教示有しかども信ずる人少く、明に後れて蝗なかりき、其後寶暦五年の蝗災に郡村專ら此法を用ゐ、天明寛政に至りては諸郡に備へ、後には西國は固より中國までも是を用ゐる事とはなれり。○續風土記云、館屋敷村は村民の言傳に、昔王子某[illegible]流せられて此里に住みたまふ、故に館屋敷の名あり[illegible]、[illegible]に礒と云ふ[illegible]の家に作れる、[illegible]此なりとて、礒の里とも言へり、礒[illegible]には[illegible]都に上り居て、古郷の事心元なく思ひ、夕影と云ふ女を蘆屋里に下し、其女蘆屋へ下り主人の妻と共に[illegible]を打し事を作れり、凡筑前の事、[illegible]に作りし[illegible]し、若松、[illegible]崎、[illegible]、[illegible]宗川、[illegible]、[illegible]、[illegible]、濡衣、一夜天神、さいは、千代鶴、右十二番あり、此外にもありやしらず。

中間（ナカマ）（長津）　今長津（ナガツ）村と改む、水巻村の南、香月村の北にして、遠賀川の東岸に在り、[illegible]道停車場ありて、折尾植木の間にあたる。○續風土記に、中間村に御館と云ふ田の字あり、其北に岩瀬村あり、[illegible]、[illegible]の行宮は此ならん、延喜式[illegible]此のみを説く、今按に、此説甚た無稽なり、[illegible]は[illegible]長津にて、遠賀郡にあり、當時韓國往來の津頭、并に太宰府の位置に[illegible]り、之を[illegible]するを得ん、殊に延喜式[illegible]は太宰府と[illegible]田[illegible]早良郡）の間なれば、其郡別郡なること[illegible]顯なり。

遠賀川（ヲンガ）　源は二あり、一は田川郡の山川にして、一は[illegible]郡の[illegible]川なり、並に[illegible]山の山中に發し、北流して直方に至り合す、[illegible]に至り[illegible]川（若宮川）を容れ、木屋瀬に堀川を分派し、蘆屋の東に至り西川（新北川）を容れ、江川（エガハ）と合同して海に入る、長凡十五里、此川は上游數里、直に平野に就くを以て、漕運の便多し、飯塚（[illegible]麻川）以下九里は舟揖を通し、西岸の山野は謂ゆる筑豐煤田なり。○續風土記云、遠賀川の堤は[illegible]五年之を[illegible]成す、東は中間村より下古賀まで、西は垣生村より下[illegible]渡まで、長各五十町許、遠賀川は蘆屋浦より、[illegible]さし入り、垣生中間に至る二里半とぞ、本川の西に鞍手郡新北村より來る川あり、西川と名つく、是も汐滿つれば[illegible]より泝る。

埴生郷

(垣生) 和名抄、遠賀郡埴生郷 ○今底井野村、淺木村是なり、底井野に大字垣生あり、波布と訓す是なり、遠賀川の西岸にして、鞍手郡新分郷の北に接す。○對馬記事に、筑島黑瀨八幡宮の鰐口銘に「筑前垣生郡十五所大明神、應永三年云々」とありと、垣生は卽埴生の謌にして、郡とあるは當時の私稱歟。

底井野 此村に底井野と云寨址あり、天正八年、宗像氏西遠賀郡を畧し、此に吉田倫行を置く、大友の將毛利鎭實之を攻め、木屋瀨より進みしに、宗像氏貞蔦嶽より出て、、毛利を遠賀川に擊破す。〔續風土記〕

島門 遠賀川の西岸、埴生郷の北にて、垣前郷に屬せる村ならん、蘆屋の南なり、延喜式に島門驛馬二十二疋と云は此なり。○按に天神本紀、天物部二十五部の中に島戶物部あり、鞍手郡に數多の物部の故蹟あるに參考せば、此島門も物部氏の住ならん、

崗水門

(崗浦) 今蘆屋浦是なり、遠賀川の末にして、洞海に通ずる灣あり、往時は蘆屋村の內方に江灣ありて、之を崗湊又崗津と呼び、其外門を崗水門と日へる如し、風土記に「遠賀縣之東側、近有大江口、名日塢舸水門、堪容大船焉」と錄す、後世大江口と稱すべき形狀なきは、遠賀川口の淺く狹くなれるに由る、大船を容るを日ふは、今日の狀に非ず。

(崗[illegible]水門) 天霧らふ日方ふくらし水莖の岡の水門に波立渡る、〔萬葉集〕

水くきの岡のみなとの波の上に數かきすてて返るかりかね、〔拾遺集〕

(洞) (水葉岡) 按に、筑前名寄に、崗の水門とは此岡岡山立ち並らべばなりと說く、其水莖と云ふは詳ならず、今按に水莖は仲哀紀に洞海又崗に洞ともありて、風土記には岫門と曰ふ、此洞(岫にても莖にても同し)は此地方の古名にて、其岡を洞岡と呼び、其港を洞門と呼べるもののごとし、海灣の形狀猶洞穴に同し、水葉岡とは其海門の一岡にして、郡名の遠賀も之に因りて起る。○神武紀云、天皇至筑紫崗水門、(岡田宮址參考すべし)仲哀紀云、崗縣主熊鰐、聞天皇車駕、豫拔百枝賢木、以立九尋之船、而上枝掛白銅鏡、中枝掛十握劒、下枝掛八尺瓊、參迎于周防沙麼之浦、而導海路、自山鹿岬廻之、入崗浦、到水門、御船不得進、則問熊鰐曰、朕聞汝熊鰐者有明心、以參來、何船不進、熊鰐奏之曰、御船所以不得進者、非臣罪、是浦口有男女二神、男神曰大倉主、女神曰菟夫羅媛、必是神之心歟、天皇則禱祈之、以挾抄者菟田伊賀彥、爲祝令祭、則船得進、皇后別船自洞海入之、及潮涸自洞、卽泊崗津。○神武帝岡水門の故蹟は、古事記に岡田宮とありて、今黑崎村熊手に之を傳ふ、然れども蘆屋村にも同宮址を傳唱し、又大倉主菟夫羅媛を祭れりと云ふ所の高倉神社あり、上俗武湊社と呼ぶ。筑前續志畧云、神武社は蘆屋町の西南松林の中にあり、岡田宮址ならんと云へり、此社は初め蘆屋町の人家の裏、松林の內の小高き所に、古へより小祠あり、其所人家に近く寺院に連して、幽棲の地なればさて、延寶二年新に此地に宮を造立せりとなり

ちはやふる金の三埼を過ぎぬとも吾は忘れじ牡鹿の皇神、〔萬葉集〕

按にこの歌の牡鹿は諸家シカと訓みて、志賀海神に引きあてたり、然れども牡鹿の牡の字の誤へてあるからには、ヲカと訓むべきにあらずや、卽此岡の湊の神を詠る心なるべし

蘆屋

(葦屋浦) 今蘆屋村と云ふ、遠賀川の川口にして、山鹿の對岸西南に在り、西北には海灘の波濤を控へ、之を蘆屋灘と稱す、此地は筑紫の商邑にして、古より其名著る

水路志云、蘆屋浦、岩屋埼の南西方にある次角、狩尾埼の南方約一海里にあり、洞山島なる二小嶼ありて、其北東面を掩ふ、又浦頭に遠賀川あり、其川口の幅一鏈、其水深は一尋乃至二尋なりと雖、時々變化あり、而して小蒸汽船は此川口に入り錨泊す、遠賀川口の左側に沿ひ、蘆屋町あり、人口五千六百餘とす、波津埼は蘆屋浦の西方約五海里にあり、其間の海岸は百呎內外の丘陵連亘す。

あしやと云所に、琵琶法師のびはひけるを、ほのかに聞て、昔を思出らるゝ事ありて、

流れ來るほどのしつくに琵琶のたゞを引合はせてもぬるゝ袖かな、〔散木〕

筑紫の蘆屋といふ所にてよめる、

つくし舟海鹽積みて登るともあしやのねてもしらぬとそする、〔散木〕もろこしも空もひとつに見ゆるまで蘆屋の沖にすめる月影、〔拾玉集〕

蘆屋津　釋　蓮禪

沙月清風秋浩々、自然遊子感行旃、向津上下客舟集、分岸東南民戶連、(夾岸二庄土民比屋)土俗每朝先賣菜、(黃瓜紫茄土民賣之)釣翁終夜幾鑽松、不圖冉到過此地、思舊潸千淚忽降、

宗祇紀行云、あしやになりぬ、白砂高うして山の如くなるに松たゞむら立て、寺々あまた見えわたる、民の家居雲の苫や數ならず、川の向ひは山々つらなりて、さまざまみすて難き折から、時雨いさゝかうちそゝぎ、夕月夜さやかにさし上りたるなど、つくり合せたるやうなり、爰にて麻生兵部大輔まうけして、色々の饗應あり、又の日弘證の侍かへして、舟にて山中の堀江を遙々と指のぼるに、汐かれ比にて、とかくたゆたひ、日も暮行ば、月の光計をしるべにて、菊の長濱なぎはさやかにみえず、島隱れの海士のいさり、山蔭の蟲の焼火など、えもいはれぬ哀なり、夜舟も更ぬる程に、漕さし寄て赤間關に至る。○續風土記云、蘆屋の里は里民昔より岡の湊と云ひ傳へ、歌にも水莖の岡のみなととよめり、水莖とは水の入る所を云ふ、此里民多くして、町廣く富家も少からず、向

は山鹿と異なり、[illegible]昔此里に鑄物師其工ありしが、天正の頃より漸く衰へ、慶長中同用後[illegible]りしも下劣となり、終に家絶ゆ、當國には、往時蘆屋と博多に鑄物師有り、茶の湯釜の類を鑄ける、中にも蘆屋の鑄物師は、其元祖元朝より歸化して、鑄物の上手なりしかは、朝廷より官を賜り、前代の御教を御免あつて、數寄屋釜に書へり、其鑄し釜を蘆屋釜と稱し、上野國天明釜も是に亞けり、今に至りて茶人の珍器とせり、釜に鑄く所の紋に遠賀郡が國する所間々有之、近世に至りて終に斷絶せり。

[illegible]一本云、山鹿兵藤次秀遠と原田種直は以の外に不和なれば、種直は恐かりなんとて路より引返、平家は其より蘆屋の津と云所を過させ給云々。又東鑑には參河守[illegible]より豐後國に渡海し、蘆屋浦にて原田種直と合[illegible]すと、此蘆屋は筑前と豐後、異地同名のものなるらん。○續風土記云、昔蘆屋と山鹿の間に、[illegible]ナヽノハシと云ふがありて、往來したりと、今は橋なくして船にて渡し、[illegible]の字のこる、古歌

島つたひ戸渡る舟の梶間より落るしつくや垂間ののはし、

[illegible]英人コツクス、日記云、一六一八年八月廿五日、蘆屋[illegible]より壹之島に至り、廿八日 Waltery の瀬を[illegible]したる[illegible]、是は後にて翌年一月五日歸航に蘆屋を經由すとある、同地なるべし、洞海より蘆屋浦の横江を大渡川と云ふ。

垣前郷（カキサキ）

和名抄、遠賀郡垣前郷、○今蘆屋村島門村なとにや、續風土記に垣前郷は恒垣の誤にて、今吉木村より蘆屋の邊まですべて垣前郷なりと説く、後世内浦郷の地をも垣前と稱せるなり。

内浦郷（ウツラ）

和名抄、遠賀郡内浦郷　○今岡垣村（タカアガタ）、矢矧村（ヤハギ）是なり、岡垣に内浦の大字存す、垣前郷の西

にして宗像郡界に接す、海蔵寺山孔大寺山の二嶺其郡界に當り、二山の間を垂水峠（タルミ）と呼ぶ、海蔵寺山の東北の尾は海上に斗出して、波津埼（ハツノサキ）と云ふ。○方角抄云、内浦濱は國のはてなり、これも北は海にて、此濱を行けば宗像の[illegible]御前へ出るなり、尾花などよめり、

かりにとは思はぬ旅をいかなれはうつら濱をは行くらすらん。

續風土記云、内浦昔入海ありし所と云ふ、垂水越の東の麓にて、吉木の西也、名寄等には、内濱（ウツノハマ）と書り、是うつらうづら清濁同音なる故なり、此浦にうつら貝とてあり、志摩郡野北の大蛤より尚大なり、四月の頃[illegible]かなるとき深き海中より取り出す、其味は野北の貝には劣れり、内浦の驛昔は名切の宿と云[illegible]なりと傳ふ、京都より大宰府往來の大路なりしとかや、海蔵寺は禪宗なり、内浦に在り、[illegible]永享十二年に開基す、[illegible]須藤大[illegible]道宗山海蔵寺と云ひし者なりしとかや、天文十五年九月廿七日、麻生[illegible]守此寺にて自害す。

波津（ハツ）

筑前[illegible]志云、往時は本郡を御牧郡とも稱したり、寶文中之を停む、萬葉集に「宗像大人者、筑之前州御牧香月郷[illegible]」と記す、今波津浦に牧[illegible]あり、竜王[illegible]とし、大己貴命を祭れり、[illegible]の像もあり、本地[illegible]と云へり、本社は是馬牧守[illegible]の神なる證に、昔より[illegible]に祭れりとぞ、是を以て見れば、當郡の牧はいとおき世よりありしなるべし。

垂水峠（タルミ）

蘆屋村の西三里、岡縣村内浦より宗像の田島に通する坂路なり、古の官道なれど近世は垂水の南なる赤間峠を越ゆれば、此路往來の者少し　○[illegible]土記云、垂水峠、平家物語壽永二年九月、平家太宰府を落したりし事を書たるに、タルミ山ウツラ濱など云さかしき[illegible]をかせ玉ひて、渺々たる平沙へぞおもむかれける、とあるも、平海は内浦濱なり。

吉木（ヨシキ）

岡縣村大字内浦の東南なる大字なり、[illegible]、明[illegible]中麻生遠江守[illegible]、天文の頃[illegible]守[illegible]、[illegible]守は大内家に[illegible]しければ、[illegible]は山[illegible]氏にて、[illegible]口に生れしが、[illegible]兒は[illegible]手の[illegible]林山に[illegible]り、二人[illegible]りければ、二家に分れ、遠賀川を堺目と爲したり、其後大友宗より打亡ぼさる。○九州軍記云、天正七年六月、宗形原田[illegible]生[illegible]等示し合せ、[illegible]へ出張す、戸[illegible]立花城より打出、[illegible]て、從[illegible]に[illegible]河守[illegible]を[illegible]し、多々[illegible]川を[illegible]間に渡り、[illegible]生[illegible]が[illegible]上松[illegible]に押寄、火を掛け民部が事子を擒にして歸る、麻生[illegible]時上松[illegible]を見て、行程六里半[illegible]山道なれば、爲方なく宗像を共に[illegible]に[illegible]りけるが、[illegible]に降り許[illegible]を燒んとの密謀顯れて殺されたり、此麻生と申すは鎌氏[illegible]の時より筑前の原田[illegible]生とて、世に知られたる武家なりき

高倉神社（タカクラ）

矢矧（ヤハギ）村大字高倉に在り、[illegible]の西南二里、吉木に近し。○續風土記云、高倉は山深く林茂り、川流れていさぎよく、海にも近し、[illegible]に[illegible]座せらる、大倉主[illegible]夫[illegible]の本宮なり、昔は大社にて神領もおかりしに、永祿二年、大[illegible]法に通り、[illegible]の[illegible]を多く燒失せられしが、此社にも火をかけたりし[illegible]、[illegible]く灰燼となりぬ、其後[illegible]大宮司氏貞[illegible]を立て、小早川隆景[illegible]前の國主と成玉ひし時、御社を[illegible]し、[illegible]田[illegible]寄せらる、社の西に[illegible]門天の像あり、是は矛[illegible]村の[illegible]人領[illegible]河守[illegible]と云し者、[illegible]三年三月に[illegible]て立たりしとかや、其高さ七尺一寸腰の周四尺五寸あり、右の手には[illegible]を持ち、[illegible]の長凡一丈あり、[illegible]の寺[illegible]と云。○[illegible]川、北に流れ[illegible]に注ぐ、宗像山[illegible]より發源す、宗像山は今[illegible]に通ずる大[illegible]なり、[illegible]北に孔大寺山海蔵寺山連亘し、餘脈海に入り、鐘崎、地島、大島等と爲る

宗像郡

宗像郡（ムナカタ）

遠賀郡の西にして、鞍手粕屋の北なり、西北の二面は海洋にして、其玄界洋響洋の分界は、神湊大島を以て之を視るべし、今面積十六方里、民口五萬、十七村に分れ、郡治は東郷（トウガウ）に在り。

和名抄、宗像郡牟奈加多と注し、十四郷に分つ、其若木郷は今鞍手に入り、其席内郷は今粕屋に入る、其餘所在不詳の郷名三四あり、惟ふに本郡は其名神代巻に顯せ、既に民人の定止したる地とす、風土記逸文云（防人日記所引）「宗像大神、自天降居于埼門山之時、以青蕤玉置奥津宮之表、以八坂瓊之玉置中津宮之表、以八咫鏡置邊津宮之表、以此三表成神體之形、而納置三宮、即納隱之、因曰身形郡、其大海命子孫、今宗像朝臣是也」と、此宗像氏は三女神を奉祀し、筑紫に於ける一盛族なり、後世吉神を氏神とする安曇氏と相降比して、皇孫特の強援にてありき、遠賀郡に宗像あるを思へば、遠賀川東岸も宗像族[illegible]邑なりしごとし、

（身形郡）

宗像山（ムナカタ）

宗像遠賀の郡界にして、今國道并に鐵道線の西北側にあたる、一名蔦嶽（ツタガダケ）と云ふ、其北なる孔大寺山、海蔵寺山より稍小なり、山南は即赤間驛とす（續風土記云、赤馬宿の上なる山を宗像山、又蔦が岳と云ふ、林茂り猿多く住むとぞ、昔宗像宮司此に城塞を創め居住す、相傳ふ天文二十年大宮司氏貞の始て當國へ下る時、孔大寺の白山の城に十二年居住せられしが、後て此山の要害よきを知りて再興し、永祿九年白山を去て此城に移り、常の住所、其が嶽の名を改めて城山と云ふ、天正十六年

（蔦嶽）

[illegible]寺す、山下に楞嚴寺と云ふ村あり、昔時は寺あり今は無し、誤りてりようげんじと云、赤間の北に平等寺の址あり、其上の山を上山と云、赤間と上山との間の道を石峠と云、遠賀郡城山へ越す道なり、上山と孔大寺の間の道を西谷野道と云ふ、遠賀、高倉へ通ずる道なり（今赤間村大字楞嚴寺、同東村大字平等寺）

筑紫なるむなかた山の西に住む翁と君と我をこそいへ、〔名寄〕

赤間（アカマ）

今赤間村と云ふ、國道鐵道の驛なり、博多を去る二十哩、城山の下に在り、宗像郡西南三里半、宗像神社の東北二里。○續風土記云、天正十五年、豐太閤薩摩征伐の歸るさに、蔦嶽の城に入りたまひ、此時當國を小早川隆景に賜はりしが、[illegible]へを旨ひ令せらる、依って翌十六年此城を[illegible]、[illegible]國し玉ふ時は、赤間に民家只四五軒あり、其後民家多く出來、宿驛となる、又云、[illegible]寺は[illegible]に在らしく、奇觀に好き禪寺なり、此寺は許斐の城主多賀出雲守（一說民部丞）[illegible]、天文中に創立す、[illegible]寺の上の不動寺の觀音堂は永正元年創立せり、[illegible]の像も前年燒失し、不[illegible]の名にあはず、[illegible]四年先國主[illegible]之君待立し玉ふ、其[illegible]度々國君より[illegible]し玉へり

野坂郷（ノサカ）

和名抄、宗像郡野坂郷、乃佐加。○今野坂村、宮（ミヤ）田村是なり、本郷の東は赤木郷にして、今鞍手郡に屬す、北なる赤間村、吉（ヨ）田村は何郷の名[illegible]ならず

許斐（コノミ）

今[illegible]坂村大字王丸（ワウマル）の[illegible]名なるべし、許斐山は王丸の西に在り、高二百六十米突、頂上に城址あり、許斐氏は宗像大宮司の家人にて、古書に散見す（續風土記云、王丸村の上を許斐山と曰ふ、權現[illegible]あり、天安元年[illegible]野大神を[illegible]請すと曰へり、許斐城は大宮司十五世氏平始めて築き、其後宗像の家人許斐大夫氏備居住し、永祿四年大友勢に攻め圍まれしこともあり。○九州軍記云、永祿十

（王丸）

年、許斐城主宗像[illegible]正[illegible]は[illegible]生[illegible]の人々と大友の[illegible]に應し、秋月の寄手に加りしが、俄て引拂ひ、己が居城に籠る、天正七年宗像[illegible]生[illegible]田[illegible]時に出張しけるに、立花道雪[illegible]生が上松城を攻拂ふ、宗像[illegible]生は許斐に[illegible]り、[illegible]生[illegible]衆あらはれ打果さる、十一年四月、道雪より大宮司が籠りたる許斐の城を攻め、所々火を掛ければ、大宮司[illegible]前に走る、周[illegible]けるや一人の者[illegible]を[illegible]、其の[illegible]になりにける、○宗像文書、建武元年雜訴決斷所牒に當國上八、曲村、山田、[illegible]岡、內浦、山田村等者、[illegible]幡、許斐、孔大寺[illegible]社[illegible]御[illegible]以下、御敷地等、[illegible]色無双之地也。

曲村（マガリムラ）

今[illegible]町と[illegible]岡と合せて、宮田村と改む、宗像文書に、筑前國宗像東郷內、曲村地頭職并公文職、千葉前常陸介平胤連、[illegible]代相傳之本[illegible]、[illegible]證文相副、[illegible]下[illegible]云々、[illegible]安二年八月十八日と見ゆ。

東郷（トウガウ）

今[illegible]郷村と曰ふ、和名抄何郷にあたるにや、野坂郷[illegible]、西北に接す、北は深田郷田島村なり、[illegible]土[illegible]など[illegible]。

宗像宮年中[illegible]米、立[illegible]田[illegible]、合　一上入[illegible]町、一河東郷參町、一河西郷參町、一奴山郷拾伍町、勝浦村[illegible]、一東郷拾町、一村山田郷八町、一赤木郷[illegible]町、一內殿郷八町、一土穴郷十二町、一山口郷拾貳町、一宮地[illegible]町、一田野郷三町、一池田郷拾町、一在自郷參町、一山田村貳町、已上百町、

永祿三年[illegible]六月、

山田郷（ヤマダ）

和名抄、宗像郡山田郷、訓也萬多。○今河東（カトウ）村是なり、大字山田存す、東郷の北にして、深田郷の東なり、池田町も本郷の[illegible]ならん、河東とは宗像川の東岸の謂歟、平等寺、稻元、須恵等の大字あり、○宗像軍記云、大宮司清氏より十一世の孫を攝津守氏國と

いふ、此までは宗像の神領、筑前の國にして西郷の邑にて水田二百町、吉[?]村にて水田四十町、稲元村にて水田四十町、[?]村水田三十町、稲元村[?]田五十五町、[?]村水田五十町、豐前の國大豆俵村水田四十町、豊前[?]村水田二十町、肥前の國[?]村にて水田三百町、是合八千[?]宗像町ならではなかりけるに、元將來書の兵亂の時、氏國の府先にて宗像一所秋手半郷を押領して、新たに白山と云ふ所に城を築きて居城とす云々、又云、大宮司氏長博學多才にして、詩を好み歌をよむ、建長二年二月中旬、孔大寺山に遊んて詩を賦す、

春日暮山色、青[?]對蒼[?]、斜北覽二島、坐右見三韓、木[?]因[?]、[?]半[?]、[?]生[?]底事、吾[?]閑安。

(白山)

孔大寺山（クダイジ）

同東郷大字山田の上方にして、遠賀郡に跨る。○續風土記云、孔大寺山其別峯を白山と云ふ、寨址あり、[?]に孔大寺權現の社有り、池田村より十町許あり、是和州芳野の藏王權現と一神と云、其鎮坐のはじめしれず、其[?]田を宗像大宮司にかさどる[?]文あり、山の頂上に大[?]あり、[?]に孔大寺と云ふ、孔は穴をよむ、宗像緣起曰、むかしは彼穴の口に棚を構へ、未嫁女を生贄とするに、[?]て・[?]形を顯し、[?]は大蛇の相を示して、其女子を[?]へりき

深田鄉（フカタ）

和名抄、宗像郡深田郷、訓布加多　○今田島（タシマ）村なるべし、續風土記に今も田島に深田と云ふ[?]村ありと曰へり、田島には世に聞ゆる宗像神社あり、[?]を示る十八町許　古事記傳云、今の宗像宮は[?]を[?]邊に坐しを、後に此に[?]れり、[?]の東六町に、[?]と云ふ、[?]あり、[?]年中、大宮司長氏の時、神告によりて田島に遷し奉るとぞ。

(田島)

宗像神社（ムナカタ）

今田島村に在り、官幣に列す、天照大神の三女神を祭り、海内屈指の名祠なり、三女神降生の事は、神代史に於て筑紫の海北の道中貴（ウミキダミチナカムチ）と御名をたゝへ、天孫降臨の事を[?]し、而大なる史蹟を傳ふ

古事記云、伊邪那岐命、得三貴子、天照大御神者、所知高天原矣、事依而賜也、月讀命者、所知夜之食國矣、事依也、建速須佐之男命者、所知海原矣、事依也、速須佐之男命、不知所命之國、而泣伊佐知、是以惡神之音、如狹蠅皆滿、萬物之妖悉發、於是速須佐之男命、請天照大御神、將往妣國、各宇氣比而生子、故爾各中置天安河、而宇氣布時、天照大御神先乞度、建速須佐之男命所佩十拳劍、打折三段、而奴那登母由良爾、振滌天之眞名井而、佐賀美邇迦美而、於吹棄氣吹之狹霧所成神、御名多紀理毘賣命、次市寸島比賣命、次多岐都比賣命、速須佐之男命乞度、天照大御神所纏八尺勾璁、所成神、御名天之忍穗耳命、天菩卑能命、又乞度所纏御手[?]而所成神、御名活津日子根命、[?]野久須毘命、於是天照大御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者、物實因我物所成、故自吾子也、先所生之三柱女子者、物實因汝物所成、故乃汝子也、其三柱神者、胸形君等之以伊都久、三前大神者也。○神代紀云、日神以三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫所祭也、又云、日神方知素戔嗚尊元有赤心、便取其男、以爲日神之子、使治天原、卽以三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中、號曰道中貴、此筑紫水沼君等祭神是也。○神祇志料云、宗像三女神、崎門山に坐す時、[?]を以て奥津宮の表に置き、八尺瓊の紫玉を以て中津宮の表に置き、八咫鏡を以て邊津宮の表に置き、此三表を以て神體の形として、三宮に納置て卽崩れりき、(西海道風土記)中津島に坐す田心姫命は、大己貴神の妻となり給ひて、味耜高彦根神を生座し、(舊事本紀・取古事記)邊津宮に坐す高津姫神は、都味齒八重事代主神を生座き、胸形君世々此大神に仕奉るは、實に事代主神の[?]世孫[?]田[?]君の[?]になるを以て也、(舊事本紀、胸形君、[?])、[?]姬命の[?]を降[?]給ふ時、宗像大神[?]を[?]に[?]しより、後[?]を[?]を以て、[?]宗像御[?]に[?]使を奉りき、(三代實錄、日本書紀、[?]三代格)[?]制、三[?]に名神大社に列らしめ、又宗像[?]を定めて[?]奉らしむるは、蓋此神を崇て也、(延喜式、[?]中に至て正一位[?]一等を授く、是よりさき此[?]為に[?]をり[?]を流りて奉る例也しが、此に至て大神に[?]けて、[?]の[?]を停め給ひき、(類聚符宣抄、[?]元年九月、社司[?]等合[?]に依て、神殿火あり、御[?]なく[?]に[?]りき、(中右記、卜部[?]文)此火、宗[?][?]の內何れの社をさせるにや詳ならず、又按、筑前[?]土記に、弘治三年[?]月田島[?]内陣より火[?]りて、[?]實悉く[?]に[?]ると云。

古事記傳云、奥津宮は、書紀には「市杵島姫命、[?][?]者也」とあり、此記と違へり、[?]に[?]ふる[?]ごとし、奥津宮は今沖ノ島（オキノシマ）と云ひ、大島の西北[?]十八里、又遠賀島とも云ふ、中津宮は書紀に「田心姫命、[?]十中[?]者也」と云ひ、[?]には[?]姫命此に坐すと云ふ、此記と違へり、中津宮は今大島、又中津島とも云ひ、[?]の北三里、邊津宮は書紀に湍津姫命とあり、[?]には市杵島姫命と云ふ亦此記と違へり、田島の社は[?]より[?]年中遷し奉る者とぞ。○三代實錄、貞觀十二年、[?]助大中臣朝臣國雄、奉幣八幡大菩薩宮及香椎廟、宗像大神、甘南備神(中略)曰

天皇が[?]と[?]さ、宗像大神の[?]由[?]へと申、去年六月以來、大宰府度々言上すらく、新羅賊舟二艘、筑前國那珂郡の荒津に到來て、豐前國の貢調の絹綿を掠奪て逃退たり、又[?]等上に、大鳥の怪有に依り、卜求に、隣國の兵革の事在べしと卜申せり、中

器)傳聞、彼新羅人は我日本朝と久き世より、相敵ひ來たり、而今境内に入來て、財物を取りて、擾亂の色無し、其意況を量に、兵寇の萠此より生んか、我朝久乘旅無して、專ら警備を忘たり、然我日本朝は所謂神明之國なり、神明の助護り賜ば、何の兵寇か近來べき、亦我皇太神は、掛畏き大帶日姫の、彼新羅人を降伏賜時に、相共力を加へ賜て、我朝を救賜ひ禁賜なり、云々。

宗祇筑紫道記云、(文明十二年)宗像に到り、神主に對面し、今夜は禪院にやどり、明れば社參す、所は深山の側に、地は平にして木立しげき中に御社有、廻廊はいたう破れて、雨露もたまりがたけれど、御殿は殘せる所なし、右に川流れて汲遠く滿、前は反橋高う懸りて、さる故迹とみえたり、御神は田心姫の中、端津姫市杵島姫も一所に垂跡し給ふ。

履仲紀云、於筑紫所居三神、見于宮中言、何奪我民矣、吾今慚汝、於是禱而不祠、是秋狩于淡路島、有聲呼於大虚、以示因、皇妃薨之、天皇悔不治神祟、而亡皇妃、更求其咎、或曰車持君行於筑紫國、而悉校車持部、兼取充神者、必是罪矣、天皇則喚車持君、以推問之事、既實焉、因數之解[illegible]、[illegible]之曰、自今以後、車持君不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之、奉於三神。○續風土記云、いにしへ宗像三社に神領多く侍り、八百七十五町を傳へたり、大宮司氏貞の時亂世を侍り、宗像一郡及び糟手郡若宮三百貫、及遠賀郡の西部をも領知す、之より先き大宮司氏俊足利家に與して兵革を事としける以後、神領を以てみ領の如くせしかば、天正十五年、秀吉九州一統の時、氏貞の領を沒收せられたり、小早川隆景新に二百町の神田を寄附せられしも、秀秋之を回收し、慶長十一年に至り、黑田家より百三十石の神田を定めらる。

天武紀云、天皇納胸形君德善女尼子娘、生高市皇子。姓氏錄云、地祇、宗形君、大國主命、(素佐能雄命六世孫)六世孫、吾田片隅命之後也。○續紀、文武天皇二年、詔筑前國宗形、出雲國意宇二郡司、並聽連任三等以上親、和銅二年、筑前國宗像郡大領、宗像朝臣等柿、授位、天平元年、宗形郡大領、宗形朝臣鳥麻呂奏、可供奉神齋之狀、賜物有數、類聚國史、延暦十九年、太政官符、應停筑前國宗像大領、兼帶宗像神主事(中略)當郡大領、補任神主、譜第之選、神主、卽敘五位、而今准去延暦十七年三月勅、譜第之選、永從停癈、擇用才能、具有條目、今大領兼神主池作、十七年二月卒去、自爾以來、神郡供祭、擇其才能、未得其人、又按神祇官去延暦七年二月符傳、自今以後、簡擇彼氏之中、潔清廉貞、堪祭事者、補任神主、限以六年相替者、然則神主之任、既有其限、假使有才堪理郡、兼帶神主、居終身之職、兼六年之任、事不穩便、(中略)郡司神主職掌各別、兼帶神主。(按に祭政一致の古法は、郡司神主の兼職を生ずること自然の勢なり、延暦十九年、其兼職を停止せしめたりと云も、其實は後世まで[illegible]難かりしならん、宗像大宮司の任命は、[illegible]に數々あり、延喜式にも神郡の號あるを見れば、祭政一致の法は未だ全く廢止せず、熊野神社に寛治元年官符、宗像氏道任大宮司の由見えたり、東鑑には池大納言平頼盛の家領に宗像社を載す、後宗像社は[illegible]、目録に[illegible]、當所は[illegible]分、寛治二年[illegible]、[illegible]山[illegible]寺進禪林寺と載す)是は社領を權門に結托して保持したるならん、延元元年足利尊氏の西下するや、大宮司氏俊(一作氏範)之に[illegible]し、宗像氏是より武家の麾に屬し、[illegible]宇佐と并稱せられて、九州の三大宮司たり。○宗像軍記云、宗形の[illegible]は、宇多天皇の時迄、宗像君の子孫襲來して、四時の祭祀を執行へり、延喜十四年甲戌年、源の清氏を大宮司となして、宗像の姓をたまはり、筑前守となる、此清氏と申は宇多天皇の御子にして、延喜帝の御弟なり。○續風土記云、延元元年の頃、足利尊氏筑紫へ下り、本州柏谷郡多々羅濱に着きし時、宗像の大宮司氏俊最初に尊氏に附屬し、使者を遣はして我宅に招請し、諸國に檄文をめぐらさしむ、此時はしめて兵革の事に預りしより、後世の子孫も亦しかり、此後は一向足利氏に屬して、氏佐までかくの如し、凡尊氏より以來は足利將軍の威勢おとろへ、天下大に亂れ、九州殊にわかれ爭ひしかば、筑紫の諸士は周防の大内氏に與し、山口に參降する者多し、宗像大宮司も大内義興の麾下に屬し、山口に參勤す、正氏は正佐が嫡子なりしかば、大内義隆より長州黑川深川兩庄を草飼料に給はりて、黑川に居住せしむ、大内氏の家臣陶尾張守晴賢が姪女をめとり、二子を生む、一人は男子鍋壽丸と云、其次は女子也、正氏早く業を氏男に讓り、孔大寺の白山の城に隱居し、姓名を黑川隆尚と改む、氏男は氏雄が子にて、大宮司に任し、正氏が息女を妻とす、鍋壽丸は今年七歳に成しを、陶全姜がはからひにて、宗像四郎氏貞と號し、天文廿年宗像へ下し、白山の城に居らしむ、翌年大宮司となる、其後十二年の間は白山に在城す、永祿五年赤間蔦が岳の城にうつる、氏貞在職三十四年、男子なくて家絶えぬ。○古事記傳云、宗像神主今神島の社人一人、河野氏にて一之甲斐と云ふ、中島は社人一人、二之甲斐と云ふ、邊宮は田島村にて、大宮司住たりしを、天正年中滅びて、其後今に殘れる三所の社人合せて十三人、其内三家は故大宮司の子孫にて、深田氏二家、嶺氏一家なりとぞ。

鎭國寺(チンコクジ)

田島村大字吉田に在り、宗像の神宮寺なり、類聚國史「延暦十三年、遣少僧都傳燈大法師等定、於豐前國八幡、筑前國宗形、肥後國阿蘇三神社、奉讀、爲三神度七人」と見ゆれば法施の事も久しきことなり、明治維新後之を廢す。○續風土記云、鎭國寺、(號屏風山、眞言宗)此寺、弘仁年中空海の開基にて、境地をば時の宗像大宮司長氏施して、堂舍を立つ、五社の本地の佛像を

安置し、[illegible]より[illegible]法印道二十六世にて[illegible]、其後山住せず、五叶の本地五佛、何れも大なる[illegible]なり、其制作の[illegible]巧なる事[illegible]にも稀なり、此寺に古[illegible]あり、文永二年と書けり、又大宮司[illegible]一通あり、今[illegible]の[illegible]に[illegible]あり、[illegible]ぞ。○又云、平相國小松内府、唐土へ黄金三千兩を渡し、育王山へ寄附ありしかば、彼後唐土より其返牒として、大藏經及[illegible]石佛を渡せり、[illegible]に着けるが、此時已に平家亡びて、源氏の世となり、其贈物を受べき人無かりしかば、唐土人此よしを聞、都へのぼらず、藏經石佛を此社に納めて、石佛を近き所に立置き、又此社に色定法師が書し藏經も一部有り、すべて二部有しかば、唐土より渡りし藏經は、慶長年中國主長政より日光山東照[illegible]宮に[illegible]、石佛は[illegible]岩屋の内にありしが、是も寛文二年に本社の側にうつせり、制作巧妙なり、色定は田島の座主兼祐が子也、平治元年誕生、字を[illegible]云、聖福寺の千光國師の法弟とす、宋人の[illegible]林玉[illegible]と云書に、日本僧安覺入宋して一切經を請する事を記せり、即是れ色定が事なりと云ふ、此說非なり、色定と安覺とは別なり、年時違へり、色定經本は五千四十八卷あり、中頃[illegible]けて今は[illegible]六百[illegible]なれり、此藏經今も[illegible]内の[illegible]に在りて、[illegible]の如し、色定仁治二年[illegible]す、[illegible]內に存す[illegible]、鎭國寺の石佛石碑は昔山下の色定師の阿彌陀屋舖に有りしを、後[illegible]宗像神社に[illegible]したるか、[illegible]の[illegible]文[illegible]國寺に[illegible]す、石[illegible]長さ四尺八寸、横二尺五寸厚九寸あり、[illegible]の[illegible]を石面に[illegible]せり、佛像の上に四十八願の[illegible]を刻し、背面には[illegible]の全文を[illegible]あり、[illegible]國と云ふ[illegible]下に[illegible]本の[illegible]よりも二十一字多し、[illegible]、[illegible]これを[illegible]本として[illegible]し、何人の[illegible]と云ふこと[illegible]ならず、或は云く、宗[illegible]陽に在[illegible]が書たる石碑を、育王山主[illegible]師重盛の排財に報びし物ならんと云ひ、或は彼の襄陽の[illegible]を宋人[illegible]して[illegible]りたるものならん[illegible]○按に平重盛育王山[illegible]金の事は、[illegible]記に重盛[illegible]州[illegible]時、[illegible]郡より金千三百兩を進せたりけるを、妙典と云唐人の筑紫に有けるを召て、百兩の金を與へ、大唐へ渡[illegible]云々と見え、平家物語には安元の比、鎭西より妙典を[illegible]上せ、三千兩をば宋朝へ渡す云々と見ゆるのみ、宗形記に石[illegible][illegible]を[illegible]人[illegible]の法名とす、不審。

鐘岬(カネノミサキ) (金崎)　又金御崎に作る、田島の北一里半、[illegible]に斗出する岬角なり、今其村落を岬村と云ふ、地島と相去る二海里に滿たず（水路[illegible]云、鐘岬は地島と斜に對して、北西に斗出す、岬端は圓形の孤山にして、高さ二三六呎、[illegible]あるを以て遠く[illegible]し、其[illegible]より南東に[illegible]せる山[illegible]りて、[illegible]あり、其後[illegible]孔大寺山と曰ひ、高さ一六六〇呎。

[illegible]、宗形[illegible]修理料、[illegible]代作丁、[illegible]形[illegible]丁十八人云々と、按ずるに此鐘の岬は、黄金の岬にてはなきや、さる故は此岬より[illegible]上人(カウジヤウ)[illegible]村[illegible]て、地[illegible]此[illegible]に[illegible]したる[illegible]、之を[illegible]しによりて其名起ると云ふは、附會ならむ、[illegible]の說は[illegible]に見ゆ。

千はやふる金之三崎をすぐれども吾は忘れじ牡鹿の皇神（萬葉）

あらいそを出て、鐘のみさきと云所を過けるに、やう[illegible]、心細さに包みてあへられぬ心地して、

音に聞くかねの御崎はつきもせずなく[illegible]ひく渡なりけり（[illegible]）　俊頼

崎門山(サキト)　[illegible]の[illegible]なるべし、古[illegible]に[illegible]す、宗像郡社に宗像[illegible]の條に見え、大[illegible]の[illegible]、[illegible]門山と云ふ名稱より起して、其[illegible]を[illegible]せた[illegible]筑前名[illegible]云、[illegible]は町の北、[illegible]の[illegible]なる[illegible]出崎にて、昔三韓より撞鐘を渡せし時、其鐘の沈めりしにより、其所を鐘の御崎と云ふとぞ。

津日(ツヒ) (上入)　古[illegible]名なり、今[illegible]村の中なるべし、[illegible]云、[illegible]崎の町は昔はなくて、津日の浦とて上入村(カウリヤウ)(今岬村大字)の西に民家ありしのみ、[illegible]の後、[illegible]日浦の民家を今の地に[illegible]、[illegible]町となせる、[illegible]津日驛二十二疋と云ふ是なり。

往昔津日浦[illegible]の南に[illegible]したる事あり、其[illegible]、[illegible]云、[illegible]は秋冬の[illegible]西北風[illegible]、[illegible]、[illegible]天[illegible]、[illegible]行[illegible]な[illegible]へ、所なく、[illegible]、[illegible]に昔より[illegible]（[illegible]を云へり）[illegible]を[illegible]はれたり、[illegible]元年[illegible]、宗形[illegible]從五位下、[illegible]從五位下、[illegible]

(金崎船[illegible]址)

造金埼船瀨也」其後四條院の寛喜三年辛卯、勸進僧往阿彌、爰に孤島を築きて往來の船の難を救へり、築島後世波に崩れて今[illegible]に[illegible]、[illegible]にて近[illegible]に、東西[illegible]く南北は[illegible]、[illegible]石多[illegible]、此僧相[illegible]中に和[illegible]島を[illegible]きて、[illegible]防かんとせし事、東鑑にも見えたり、古の法師の徒かく世の爲に善根を植て、[illegible]人の[illegible]を[illegible]らずりしは、[illegible]事なり、世に[illegible]の[illegible]と云

佐屋形山(サヤカタ)　[illegible]村の東、[illegible]寺山の西北[illegible]なり、[illegible]にあたる[illegible]云、[illegible]に佐屋形山あり、[illegible]に似たり、海路に近く指出て、彼の後拾遺集なる歌書にもよく叶へり、一說[illegible]の上に高き山あり、其山に[illegible]子丑の方に少し低くして、屋形の樣なる山二つかさなれり、是を小屋形山と云、其山の[illegible]の方に[illegible]

たるを、さやの尾と言ふ、されども是は御元の神ある故に名附くとぞ、其上時路より隔りて甚間違し、然れば後説は不可なるべし、古歌に迫門と詠めるは、鐘の岬と地の島の間なるべし、此迫門南方の出崎の間八町有り、後拾遺集「筑紫より登りける道に、さやかた山と云ふ所を過ぎて」とて詠み侍りける、

あなし吹く迫門の潮に舟出して早くぞ過る小屋形のやま、右大辨通俊。夜舟こぐせきし汝干をよそに見て月にぞ越るさやかたの山（夫木集）

織幡(オリハタ)神社

佐屋形山に在り、鐘村の民家の北に當る、文德實錄、嘉祥三年、織幡神授位、延喜式、名神大也に列す。神祇志料云、文永二年官符、宗像[illegible]に、武内宿禰を祭る歟、○按に織幡神は今御元宮(ミモトノミヤ)と曰ふ、異國來朝の織女兄媛を祭るならん、日本紀云、阿知使主等、自吳至筑紫時、胸形大神乞工女等、故以兄媛奉於胸形大神、是則今在筑紫國御使君之祖也」と、今御元と云ふは御使人(ミト)の訛ならん、

織幡山、應神天皇御宇に、武内の宿禰此に託して、我祠に住て、異國襲來の凶賊を推き、日本平安、守護神とならんと在りしより、御社を建て祭る所なり、延喜式に載る織幡の神社是なり、されば神を御覧せよ、汝干の月の桂潟、さやかた山の山までも、つゝける海の中道や、名におふ沖の島あさり、群ある數も大島や、[illegible]もあかき浜(シカ)、島、しらぬ新[illegible]、島も見、[illegible]さはくや[illegible]、ろめたる[illegible]色さへ[illegible]、[illegible]より出る[illegible]の島、かの(ノコ)西台若の大臣の、故[illegible]にはなの[illegible]や、濱の名残も[illegible]島、[illegible]御[illegible]や[illegible]瀬(ヒビキ)、[illegible]の松、千とせの[illegible]生の松、他の國まで治めこし、君か[illegible]の、宮居久しき香椎潟、いつれも歌人の語置し、名所々々は目の下に、殘らず見えて候、（宗像記追）

神湊(カウノミナト)

今村名に呼ぶ、鐘村の西南一里、田島村の北半里、宗像川此に注く、長三里半、[illegible]町は川の西畔にて其東岸を江口(エグチ)と呼ぶ。（續風土記云、神湊の民家の東に海神宮（又沖の宮とも云）の跡あり、神湊と名つく、此湊は宗像の中津島大島をいふ）沖津島へ舟を渡し、又彼の島々よりも爰に舟を着る故、神湊と名付しならん、即なり、又此北の海中に勝島(カツシマ)とて小島あり、民家少し有り、又草崎の古城跡あり、四[illegible]とも云ふ、占部甲斐と云ふ者守れりと云ふ、勝島に古城の址一所あり、是も大宮司の端城なりしと云。

水路志云、神湊、鐘崎と（其南西[illegible]西距離約三海里の[illegible]に斗出する[illegible]の間にして、地[illegible]島と[illegible]嘴とを以て[illegible]北東[illegible]する[illegible]故に、北西及び西南西の風を[illegible]く外は、[illegible]して[illegible]を避け得べし、然れども[illegible]底不住なるを以て、[illegible]場合に非されば、[illegible]地として取るべからず、此[illegible]の南西[illegible]に神湊村あり、其西端に小防波堤を設く、[illegible]の北西に近く勝島あり、高さ一三〇呎あるを以て認め易し。

海部(アマ)郷

和名抄、宗像郡海部郷、[illegible]安萬。○今[illegible]村[illegible]湊村なるべし、天武帝妃、胸形君の女に尼子(アマコ)の名あり、尼子[illegible]部子の[illegible]にて、此中[illegible]に[illegible]あらん。

大島(オホ)

神湊の西北四海里許に在り、方二三千町、今大島村と云ふ、古名宗形、中津島と云ふ、大島と[illegible]の間に[illegible]島あり、[illegible]の間に地島あり。○水路志云、大島、海中に[illegible]し、長[illegible]六五[illegible]許にして、上に顯著なる一[illegible]あり、[illegible]には三十海里外より認め得べし、又東岸に於ける二[illegible]の間は、小灣形を成し、灣内に一大湊村あり、人口千九百餘、其[illegible]淡水あれども、氣多からず、此大島と地[illegible]島の間は、暗礁各所に散點し、危險なるを以て、[illegible]通過(ナカツシマ)すべからず。

(瀛中)

書紀通證云、宗像中瀛、今名大嶋、亦在海中、距神湊三里、中津宮、有[illegible]、島高三十町、周廻三里、山形三角、[illegible]宮東[illegible]在山[illegible]、御[illegible]社南西在[illegible]、[illegible]物語歌、

舟人も誰を戀ふとか大島の浦かなしくも聲のきこゆる。

○按に、[illegible]紀に白濱國所貢の今來の伎人の大島に貫れる由見ゆ、大島は此なるべし、吉備田狹臣子、弟君之婦樟媛、將百濟所獻手末才伎在大島、天皇[illegible]日鷹吉士堅磐固安錢、使共復命、○筑前續風土記云、古今[illegible]に、筑前大島に[illegible]宮(ナンノミヤ)とて北は彦星を祠ひ、南は織女を崇き、二社の間に天河あり、人女を[illegible]は[illegible]織女宮に籠り、男を得んと思はゞ彦星の宮に籠る、七月朔日より七日の夜半に至り、河中に棚を結て、手洗上中下三に水を入て、上中下に男女の名を書き、祭をして、手[illegible]に移りたるに隨て、其男女を定むるなりと記せり、又安部宗任[illegible]あり、土人傳へ言ふ、宗任伊豫國に[illegible]せられ、後本島に[illegible]され、終に此地にて死せり、其子三人、長子は[illegible]に行き、[illegible]男は[illegible]に行き、三男は此島に留り島三郎[illegible]任と云ひきとぞ、其子孫の者今に此島に殘れり、墓は安昌院の側に、[illegible]木一株あり、其下に五輪塔立てり、此寺は宗任が宅址に、遺孫[illegible]任[illegible]開基し、本律[illegible]師は宗任か[illegible]なりと、百[illegible]に、安[illegible]の[illegible]宗任[illegible]の二人を太宰府に配することを見[illegible]、宗任[illegible]なし。今按に此島に中世[illegible]にして、[illegible]の[illegible]稱せしことあるごとし、安倍宗任の子孫などを傳ふるは、必定[illegible]なるを知る、[illegible]史[illegible]に

貞和三年五月十一日、一色道猷（筑紫押領、名範氏）下知狀、[illegible]十[illegible]、[illegible]筑前國宗像大島小島之由、大[illegible]子息[illegible]郎[illegible]申云々

とあるも[illegible]なり、（[illegible]云、[illegible]十年[illegible]一隻大島に至る、島守の吏乃ち村民を集めて、其[illegible]を繫取、[illegible]人を[illegible]せしに、天主教を[illegible]めん爲に來りし者なり、故に是を藩主黒田忠之より長崎奉行に相達し、終に江戸へ送られけるに、江戸より下知ありて、[illegible]に

在りし舍[illegible]は大島の村民共に與へられき、外[illegible]志[illegible]云、[illegible]永三十年、[illegible]前一[illegible]大島に[illegible]る、宗像社人之を島司に報す、島司之を[illegible]ふ、たゞ〈[illegible]混[illegible]しくして[illegible]退自由ならず、[illegible]に[illegible]人十名を生擒して福岡に[illegible]送す、[illegible]主[illegible]之[illegible]りするに、各日本人を害し長刀を帶ふ、審問して葡萄牙人數法の爲め來るを知り、之を長崎鎭臺に送らしむ。○大島の北岸に淡[illegible]色の[illegible]石を出す、大硯の印材を獲難きも、文房の佳什なりとぞ。

地島（チノシマ）　又小島（コシマ）と曰ふ、大島の東二海里、島[illegible]南北二頂あり、此島の南東角より、南々東一里半の間に延伸する一長礁嘴あり、此嘴端と[illegible]との間は、一[illegible]水道を存し、其礁嘴は[illegible]しき[illegible]あるを以て識別し易し、此島内人口五百餘、好[illegible]地あり、島山と其[illegible]嘴とに由て能く[illegible]西の風浪を[illegible]す、○[illegible]續風土記[illegible]云、享保元年、支那[illegible]船地島に到る、長府[illegible]制限[illegible]利[illegible]なりし故に、禁を犯して我國の[illegible]商と[illegible]貿するにかありける、因りて[illegible]前[illegible]前長門の三藩より、兵吏を出して之を逐ふ、一時十五[illegible]同行せし事有り、後には[illegible]に發砲しければ[illegible]りず、[illegible]府之を[illegible]へて其船を破り其人を殺すべしと命せられしに、同五年六月大[illegible]の側に一[illegible]來りて[illegible]けり、福岡[illegible]有司[illegible]を見て、同廿二日[illegible]十六艘に分れ乘り、遂に之を燒燬す。

沖ノ島（オキノシマ）　[illegible]の西北凡四十海里に在り、小呂島（オロ）[illegible]北凡三十七海里、神田[illegible]長門豐浦郡）の西凡四十二海里に當る。○[illegible]志[illegible]云、神島古名遠瀛（オキツシマ）、大島の西北凡拾里にあり、周[illegible]壹里、島中三峯相連り、白石嶂立し、怪石異木多く、[illegible]物[illegible]介を產す、民家なし、南[illegible]神津宮を祀る。○水路志云、沖島は對馬と馬關海峽の間に位し、[illegible]の時は壹岐對馬及陸岸より望み得べし、此島の[illegible]は一海里、[illegible]は[illegible]にして、其北東角なる一高石崖より、地勢漸く高起し、島の中央に至て高さ八〇〇呎の一峯となる、然れとも遠望するときは、地勢[illegible]の如し、島の南東[illegible]南[illegible]に、[illegible]の[illegible]岩あり、八十呎に高まる、距離十二海里の所より望み得べし。

（恩賀島）

人類學會[illegible]志云、宗像の沖津島は遠き神代に、天照大神と素戔嗚尊と天の安河にして御誓ひの折、[illegible]れさせし三女神[illegible]坐の其一所にて、卽此島の大[illegible]は[illegible]島[illegible]、御しるしには青[illegible]（アオミ）[illegible]を殘し給へりと古風土記に見ゆ、黒田長政君此國をしらしてこのかた、足輕三人船手四人を防人とし、百日交替と定められしが、維新[illegible]も猶しかありしに、大政[illegible]新の後は、田島神社宮司より此島の祭祀を掌り、禰宜主典の內にて一人、使部一人、加子五人を添へて、[illegible]番せしめ、百日ごとに交替するとは、[illegible]の側によれるなるべし、島に登れば、渡[illegible]際より險しき坂あり、[illegible]突くばかりにて、石階を傳ひよぢ上るに、道の左右に[illegible]の生茂れるあり、石階凡二百二三十段もありぬべし、皆自の石もてつくれるなり、社の左右には凡三丈にかかりもきらむと[illegible]く、大[illegible]石三つ四つ高く聳えて立めぐれり、其間には高木[illegible]たり、左の大岩の下なる[illegible]の所は、これ寶庫にて、昔より今に至るまで、[illegible]寶[illegible]の[illegible]を堆く積み納めたり、其中に[illegible]、形も碎けて定かならぬに、所々鍍金のあざやかに見るは、いとめづらし、又[illegible]石[illegible]玉、硝子玉、[illegible]貝の玉など數もしられず埋もれり、すべて社の前後又はから[illegible]などの中に、古き甕の破損したるもの多く埋まり居りぬ。○書紀通證云、瀛島又名[illegible]賀島（オンガ）、々高廿五町、周廻二里、三峰[illegible]、宗像本宮、南面在山腹、距大島四十八里、至朝鮮四十里、文安元年、大宮司氏俊[illegible]起日、以[illegible]國之營、留此島、則是日本與高麗中間也、夫木集曰

立浪につゝみの音をうち添て[illegible]人よらぬ與の島守

又云、遠瀛今名瀛島、在大洋中、距大島三十里、在乾位。

（海北道中）

[illegible]按に神島は宗像大神の[illegible]坐の[illegible]殿にして、大神を[illegible]紀に「今在海北道中（ウミノキタノミチナカ）、[illegible]道[illegible]」[illegible]、[illegible]中[illegible]云は[illegible]國に通する航路の[illegible]なり、宇佐（ウサ）[illegible]云[illegible]に外ならず、一說、宗像郡は筑紫と京師の[illegible]路に當る故に、道中と號すとあるは誤れり、海北卽玄界洋の北なれば、斷じて名づくるに留意すべし、抑此玄洋[illegible]の孤島の神代史に著れ、[illegible]中の遺[illegible]を傳ふる者、常に日[illegible]の一[illegible]點の、此に存するを見るべし、然れとも天降と云ふ古は、其降[illegible]所をば或は高[illegible]に當てかけ、或は[illegible]孤島に當てかくるを常とす、[illegible]、[illegible]島[illegible]、[illegible]より人民の住居に[illegible]し、生活[illegible]の[illegible]め、[illegible]てかゝる不便の惡土を占めんや、畢竟後人が先代上世の降居占地を說くや、之を高峯孤嶼等、我耳目に[illegible]しき者に[illegible]掛けて、其事を[illegible]にす、乃往時の[illegible]、宇佐島[illegible]の如きも、宗像の陸岸の古住民が、其先代の天降を說して、海北の道[illegible]を[illegible]み、やがて之を中[illegible]に[illegible]したるのみ。（近時宇佐島をば朝鮮[illegible]の于山島、又名竹島に引きあつる說あれど、于山はうしよむ、卽うしまにて、うさしまに非ず、且于山は朝鮮より我[illegible]國に通ふ海中に當り、筑紫[illegible]居[illegible]本文に合はず）

（宇佐島）

勝浦（カツウラ）　神[illegible]村の南を勝浦村と[illegible]す、[illegible]は[illegible]に開き、山を東に負ふ、往時は津[illegible]の入江北に延て、勝浦の[illegible]に至りければ、其江[illegible]と海の間に一[illegible]ありて、之を海の中道と云ひけりと、此[illegible]は[illegible]を[illegible]角とし、長五六十町もありしならん、

秋風の汐干の風のかつら潟山までつゞく海の中道（ウミノナカミチ）（歌枕名寄）[illegible]九條內大臣

（桂潟）

續風土記云、昔は[illegible]浦[illegible]の間は皆入海なりし故、此所は南方に海有りて、海中にある道なれば、海の中道とは言へるなるべし、宗祇法師が指南抄曰、海の中道桂潟、宗像に有り、かつら潟は[illegible]（カラハウ）と云所より、南に行けば遠干潟あり、蓑生浦よりも北なりと書けり、近世里俗

（海中道址）

那多濱を海の中道と云說あり、是又本據なし、其境地似たる故妄りに附會せしなり、用ふへからず、名所方角抄曰、神功皇后三韓を隨へて歸り、此山に登りて、かつらと宣ふより勝浦と呼ふとぞ、(按に勝浦を神功皇后凱旋の時云々の事は、平家物語阿波の勝浦に係く)寛文十一年、勝浦に新田開き、今は潟なし、勝浦の上の高き山を勝浦嶽と云ふ、此山に三十六代宮司氏國城址有り、勝浦の次塘當國第一の大塘なり、東西四丁南北二丁斗有り、谷々に入て廣し、凡七谷あり、勝浦濱に年守の松原有り、年守大明神の社あり、此濱に百塔とて石塔あり、昔しは百有りしと云ふ、今も多し。○又云、勝浦より田島村へ越す嶺を名兒山（ナコヤマ）と曰ふ、昔は勝浦より此を過ぎ津屋へ行くを大道としたり、萬葉集に「詠筑前宗像郡名兒山之時作」歌一首を錄す。

(名兒山)

宮地（ミヤヂ）

勝浦の南に接し、津屋崎の東なる一村なり、一嶺あり、宮地嶽と云ふ、高二百三十米突、其北に奴（ヌ）山（ヤマ）あり。續風土記云、宮地村は神功皇后の暫く留まり給へし舊蹟とて、宮地嶽あり、又奴山に縫殿明神あり、是は吳國女工兄媛を祭る歟。(住吉形山縫殿神社を參考すべし)○筑前名寄志略云、宮地嶽神社は二三十年來信徒增加し、近國より參詣者の來ること、太宰府天滿宮に亞けり、宗像宮社記曰、宮地嶽大明神、内二社は宗像三所大菩薩、勝村大明神とみえたり、社說には中殿に阿部宰相(宮地嶽大明神)左右は藤高麿(勝村大明神)藤助麿(未賴大明神)三座なりと記せり、此中は神功皇后三韓を言向給ひし時功ありし神なりとぞ、此所の緣起に見えたり、宗像七十五社の一なり、村中に次番御供田九拜田など云へる古の神田の名殘れり、天正十二年、大宮司氏貞の寄進せられたる鰐口ありしが、盜人取りて今はなし、此社古は宮地嶽の山上にありき、今時信徒の多きは、開運勝村の名に因み物に勝つと云ふ意にて、運命を守護し給へりとて、商家の尊崇する所となれるか。

(奴山)　(宮地嶽)

荒自郷（アラレ）

和名抄、宗像郡荒自郷、訓闕具之。○今宮地村是なり、大字在自（アラジ）存す、中古唐坊（カラバウ）又柳の宿と稱したる驛所とぞ。

大荒郷（オホアレ）

和名抄、宗像郡大荒郷。○今詳ならず、蓋荒自郷の別郷にして、勝浦、津屋崎などにあたる歟。

小荒郷（コアレ）

和名抄、宗像郡小荒郷。○今詳ならず、蓋大荒郷の對稱なれば、同く勝浦津屋崎などの邊ならん。

津屋崎（ツヤサキ）

今津屋崎町、人口四千四百、宮地村の東なる海村なり、廣斥にして鹽田を開く、村の西に小海灣を隔てゝ一座の半島あり、播場又津屋崎鼻と曰ふ、半島の北角に近く鼓島と呼ぶ岩嶼あり。○水路志云、和船は津屋崎近傍に寄泊するものは、津屋崎鼻より南方二鎖の間に出沒せる石坡に因て、偏西風を避く、此鼻の東側に北へ深入する小灣あり、淺水なり、凡此鼻より志賀島に至る間の海岸は、其中央の勝浦鼻を除くの外は、一般に低く且多沙にして、南西に向ひ彎曲し、其脊後には一帶の沙山鎖羅相連れり、此海岸に於ては艦船は水深十尋以内に乘入る可からず、此方海界は概して距濱一海里餘の處にあり、此沿岸に於て最顯著なる山は、福岡縣東に突起せる双尖峰立花山にして、其高さ一二〇〇呎。

津丸郷（ツマル）

和名抄、宗像郡津丸郷。○今神興（シンコウ）村に大字津丸あり、此津丸郷は原書津凡に作る、津丸の誤なるべしと、思はるれど未實否を保し難し。(村山田も今神興に屬す)

西郷（サイガウ）

今上西郷、下西郷の二村と爲る、神興村の南にして、宮内郷今福屋郷の北なり、和名抄蓑生郷の地と云ふ。

鎭西要略云、將軍吏部親王將征太宰少貳、射司三猪之師、進發于筑州、放火太宰府、賊徒潰出、上官滿載、於是宮軍至姪濱而陣、七月向香椎陣香椎、於是大友將部大軍氏時引退宗像城、八月肥後軍追討宗像城、城兵悉亡、守居者僅可三千人、城主大宮司氏直降軍門、武光令斬之、御動坐西郷、筑州平均無敵者、令菊池武盛、爲守護代、居粤前規矩郡、退治殘黨、鎭西光用宮方之正平十六年也。○續風土記云、西郷は上下二村ありて、東郷に對す、近代西郷に河津と云士住せり、其祖を尋るに、伊豆國伊東祐清より七代孫、河津重貞初て當國粕屋郡小中庄に下り、其子孫種家が時、家衰へて西郷へ移り、上西郷の南の神社大森權現の社務職となり、大内氏に隨へり、釋僧玄蘇は河津新四郎隆業が子なり、始め聖福に住す、國中所々にて作りし詩あり、又對馬に行きて寓居す、秀吉公朝鮮を攻玉へし時、命をうけて、大明に使僧に行き、萬曆帝の前にて筆談す、玄蘇が詩文の集を仙巣稿と云、七十五歲對馬に於て寂す、又云、上西郷村の内殿（ウヱドノ）に飯盛山あり、宗像大宮司の寨を置ける所とぞ、十社王子の祀あり

(内殿)

蓑生郷（ミノフ）

和名抄、宗像郡蓑生郷、訓美乃布。○今上西郷、下西郷是なるべしと云ふ。梅松論云、建武三年三月朔日、小貳賴尙先陣にて蘆屋の津を御立ありて、宗像大宮司が宿所へ酉の刻に御着、然る所に敵すでに博多にむかへたるよし聞えし間、賴尙五十町御先に蓑尾濱といふ所に陣を取たり。○續風土記云、蓑生浦は福間と新宮との間を云ふ、宗像法師が指南抄にも新宮と云ふ所より北なり、遠さ三里と書けり、和名抄に宗像郡蓑生の郷あり、今上西郷村に蓑生と云ふ枝村有り、昔は此邊を渾てみのふの郷と云しにや。

そらごとなけき侍りけるころ、かたらう人の絕て音し侍らぬに、又遣しける　　馬内侍

うかりけるみのふの浦のうつせ貝空き名のみ立つはききや、(後拾遺集)

蘆間　今下[illegible]村に屬す、津[illegible]の南半里、小[illegible]を成し、[illegible]、赤間へ六里半、博多へ十三里、其[illegible]半[illegible]し、[illegible]海里に相島を望むべし、津屋崎より新宮浦まで弧状の灣を成し、一帶の沙濱なり、蘆間古賀の二郵驛其間にあり。

安岐鄉　和名抄、宗像郡安岐鄉、訓阿秋。今詳ならず、高山寺本には安岐と[illegible]字をも秋につくれり。

怡土鄉（イト）　和名抄、宗像郡怡土鄉、訓伊度。今詳ならず。

辛家鄉（カラヘ）　和名抄、宗像郡辛家鄉。今詳ならず。宮地村の中に辛坊（カラバウ）と名つくる地名あり。

糟屋郡

糟屋郡（カスヤ）　古事記糟屋に作り、宗像の南、筑紫の北、西は玄界洋に面し、洋中に一長沙堆を斗出し、海中道と曰ふ沙堆の內灣は即古の志賀海なり。今本郡は[illegible]十五方里、戶口五萬、一町十六村に分ち、郡治は箱崎に在り。和名抄、糟屋訓加須也と注し、九鄉に分つ、後世早良[illegible]し、宗像の席內鄉は本郡に入る、又九鄉中に其名を失へる者ありて、今擬定に難んず、[illegible]は延喜式に糟屋郡と注すれど、其地形糟屋郡の灣岸にして、那珂郡との間に席田郡を隔つ、疑ふべし。〇書紀云「大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井、[illegible]、筑紫君葛子、恐坐父誅献糟屋屯倉、求贖死罪」、糟屋屯倉今詳ならず、或は[illegible]戶鄉にして、後の箱崎の地域とす。一說に香椎は[illegible]之命に作る、[illegible]生の[illegible]なり、和名抄、香椎を加須比と注せるにて、古人の稱呼一定せざるを徵すべしと、糟屋は加須比と相近ければ、相因む所なきに似たり。〇方俗糟屋を表郡裡（ウラ）郡の二つに分つ、立花山以北を表郡とし、其南方を裡郡とす、是は[illegible]、北[illegible]區劃なりと云ふ、又糟屋川とも云ふは、[illegible]川の一名なり、仲[illegible]に「[illegible]日宮」と見ゆ、古へは[illegible]を和名とし、今の筑紫郡と相併せ、皆[illegible]の域內とす。

松[illegible]立花[illegible]、[illegible]立花所食邑、表糟谷四十八村、裏糟谷三十八村、席田郡八村、凡九十四村、其田三千餘町、

[illegible]六郡、[illegible]、所[illegible]、山[illegible]立花山下、[illegible]（[illegible]谷）[illegible]井、多々良[illegible]、八田[illegible]、[illegible]野[illegible]、院內、西鄉、宮田[illegible]、三代[illegible]、上府、下府、[illegible]多、三苫[illegible]、[illegible]崎[illegible]、米多比[illegible]、[illegible]、[illegible]田、[illegible]野、山田、久原、凡二十一村、[illegible]。

（[illegible]）

席內鄉（ムシロウチ）　和名抄、宗像郡席內鄉、訓牟之路宇知。〇今席內村存す、[illegible]に入る、[illegible]野（今小野）青柳の二村も亦此鄉に[illegible]にや。[illegible]式に[illegible]打に作り、青柳[illegible]守の間と一里なり、今は古賀を以て鐵道車驛とす（[illegible]風土記云、花見松原は方九町許、席內村の境內にして、花山の邊なり、又又花津留と呼ふ小村あり、古賀宿に屬せり、席內は境內方一里、他鄉に比すれば[illegible]なり、和名抄を考ふるに、席內は宗像郡[illegible]の名也、むかしは宗像郡の內なりしにや、古今郡邑變遷多し。

（古賀）

薦野（コモノ）　今小野村と改む、席內村古賀驛の東に接す、[illegible]山の[illegible]なり。〇續風土記云、薦野、米多比（メタヒ）兩村は相接す（米多比・今小野村の大字なり）其[illegible]山は薦野に在り、昔郡主薦野氏代々居たり（要害なり）、薦野氏先祖、丹治式部少輔[illegible]延はじめて薦野村に住す、後代薦野三河守はじめて大友に屬し、其子三河守入道[illegible]て大友宗[illegible]に屬せしが、立花但馬守鑑[illegible]討れてければ、其[illegible]年六[illegible]時[illegible]を[illegible]て名を立花三河と改め、戶次鑑連に隨ひ、猶

（米多比）

此[illegible]に[illegible]て宗像糟屋の[illegible]へ[illegible]なる[illegible]

立花山（タチハナ）　宮內[illegible]の[illegible]青柳村（アヲヤギ）[illegible]上方にして、[illegible]三百七十米突、平野の間に[illegible]立するを以て、[illegible]陵[illegible]と[illegible]る、山西は和白浦（ワジロ）、[illegible]に臨み、山東は[illegible]、[illegible]山（[illegible]郡）に達る、其[illegible]川[illegible]北[illegible]す。

（青柳）

[illegible]に[illegible]男三柱の[illegible]れしを、[illegible]代[illegible]に[illegible]日向小戶[illegible]之[illegible]原[illegible]と云ひ[illegible]、[illegible]つつけたれば、[illegible]は此地方の古名にて、[illegible]り、青柳と云ふも[illegible]に[illegible]通ふ、（但し[illegible]）此を今此[illegible]跡を[illegible]するにはあらねど、住吉神社[illegible]郡）へ[illegible]からず、新宮へも[illegible]れる地なれば、必しも[illegible]とは謂はじ。

立花城址（タチバナ）　今青柳村大字立花口に在り、豐後の大友家[illegible]道雪之に居り、西大友と稱す、天正[illegible]。（[illegible]記云、立花山は昔[illegible]山と云ふ、此山七[illegible]て、[illegible]あるを本城と云ひ、[illegible]、井樓（セイロ）山と云ふ[illegible]もあり、[illegible]守川上大明神あり、[illegible]にや[illegible]谷山[illegible]、今[illegible]と云ひ、立花道雪[illegible]、[illegible]入[illegible]の時の[illegible]、[illegible]州軍記云、大友[illegible]六代[illegible]、[illegible]子、[illegible]始て[illegible]國[illegible]立花山、[illegible]井樓山と云ふ）に居城せり、[illegible]府內[illegible]七代[illegible]但馬守鑑[illegible]、[illegible]八年[illegible]に[illegible]、[illegible]て大友[illegible]に[illegible]く、宗[illegible]て戶次[illegible]伯耆守[illegible]入道道雪を遣り、城を攻落し、[illegible]大友氏[illegible]絕す、其後[illegible]利家方敗北し、元[illegible]元年、[illegible]入道[illegible]筑前の守護職として、立花城に移され、中國[illegible]押へ[illegible]せらる、天正十三年九月、道雪筑後高良山にて病死、行年七十三歲、立花の梅岳に葬る、養子[illegible]虎[illegible]す。（立花統虎は、天正十四年、島津氏の來犯に當り、堅守して下らず、[illegible]

太宰其功を賞し筑後柳川に封せらる、今の立花伯爵の祖とす。按に、大友家の立花山を領知せるは隔絶の屬地と謂ふべし、蓋大友氏の勢力扶植の上より看來れば、重要の城塞たるや疑なし、大友義鑑は嘗て大内義弘に此地を奪はれ、足利公方に訴訟す、曰く、

筑前國事、爲御料國、大内預給、下向刻、先憑身令領少々相副、筑州入部此所也、然而立花城攻之儀、重數日相支、爲上意之由、數箇度申候間、開在所也、當城者殊自義鑑[illegible]云々（鎭西要略、永享[illegible]年）

天正十五年、小早川氏本州に封せられ、立花に入部したりしが、之を毀ちて名島に新築す、立花城此に廢す。

立花城、日井樓山、立花鑑載所據、西城日白嶽、以當[illegible]湯[illegible]居之、初[illegible]頭藝侯井山[illegible]、從及上國、以爲九州亦且爲蕃井、欲蚕自與、使人謂藝曰、立花險絶、爲九州要害、君若西略、請爲嚮導、永祿十一年、率往發防長二州兵八千、赴立花、急攻白嶽、[illegible]以身免、[illegible]後筑、四月廿四日、梅吉子率三萬人、至立花城下、得兵先登、城兵潰散、[illegible]自殺、按鬪前[illegible]、公容奉殺之、略與宗記合、今青[illegible]東南小阜上、有松林、頭立花一里餘、有道雪墓、一小祠樓日立花宮、其樓守亡、天正十四年七月廿七日、松嶽六四[illegible]屋失守、略無[illegible]色、日我固知其必然、[illegible]來、甲城破死耳、發兵守備、薩軍進圍立花、立花絕[illegible]、豪皆震汨、無能進、以宗與其攻之不能下、中州援至遁去、不如[illegible]也、八月二十四日、發城下人家、引兵歸、公日受[illegible]數日、見[illegible]兵不能從、如入之[illegible]冏、卽遣兵追之、頗有斬獲、（井樓[illegible]）

阿曇郷（アツミ）

和名抄、糟屋郡阿曇郷（原本曇作雲）○今和白村、新宮村なるべし、青柳の西に接し、海濱の地なり、阿曇は海神（ワタツミ）國の大社にして、海人海部を管領せり、此地蓋其阿曇氏の故[illegible]。

古事記云、伊邪那岐大神、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原而禊祓也。此時成三柱綿津見神、是阿曇連等之祖神以伊都久神也 ○古事記傳云、糟屋郡阿曇郷は阿曇氏の住し故の地名なるべし、應神紀に「處々海人訕哤之、不從命、則遣阿曇連祖大濱宿禰、平其訕哤、因爲海人之宰」とあるを考るに、此氏は海神の子孫なるから、固より海人の事を知し故に、其訕哤を平けしめ、其宰と爲し給ふを以て、海人持（アマモチ）と名を負せしが、約りて阿曇部其管の部を皆と、其部を美きいふことゝなれる也、姓氏錄、右京地祇、安曇宿禰、海神綿積豐玉彦神子、穗高見命之後也、又河内國地祇、安曇連、于和斯賀奈命之後也

奈多濱（ナタ）（海中道）

又海中道（ウミノナカミチ）と云ふ、今和白村に屬し、一條の沙堆海中に延びて、志賀島に連接す、長三里、即糟屋郡の[illegible]界を成す者なり、○續風土記云、奈多の民家ある處より西は、志賀島まてつゝき、海中なる長き眞砂地を奈多濱と云ふ、其程凡三里、横は二三町或は六七町、所によりて廣狹かはれり、[illegible]土の昔に[illegible]、[illegible]に昔代、[illegible]地也、村人は此所を海の中道と云ふ、和白（ワジロ）村の下に古跡あり、此濱を村[illegible]とす、宗像記行、筑川[illegible]道の記などにも、村人の[illegible]を信して海の中道を此所とせり、海の中道は宗像郡にあり、此所とは定め難し、然れとも奈多の白濱のけしきは、凡あたし國にも又類ひすくなき佳境にて、左はかり名有る處といへども、此景色には及難し、殊に香椎の宮津の濱より見渡せる景では、畫に寫したるよりもおもしろく、朝夕に見れどもあかず、古風土記に打昇（ウチノボリノハマ）濱と曰ふも是なり。

（和白）

新宮（シングウ）（打昇濱）

今新宮村と云ふ、和白の北にして、青柳の西なり、北に向ひ小濱を開く、[illegible]の詩句に「[illegible]浦所遠[illegible]村白、松蘿山高且路青」と云へるは此なり、住吉明神の祠あり、那珂郡の本宮に對して新宮と稱す、然れとも此地は立花山の麓に近く、古事に「日向の小戸の橘の阿波岐原」とも曰はるべき地形にて、殊に安曇氏の故地なれば、尙深き因由もあるにや。○新宮東北の濱岸津屋崎に至るを、雲生浦と呼び、西南志賀島に至るを海中道と曰ふ。

（宗像社文書）左弁官下　太宰府

應且任國司請宣、且依任阿彌陀佛勸進狀、宛用筑前宗像社修理用途、同國内村田地[illegible]拾町事、

右得彼社神官等去月日解狀、偁、當社者天照大神降來之靈地、日域無雙之仁祠也、仍被寄付料田、而行式日之神事、但於大小七十餘社之修理用途者、往昔以來、以峯屋津新宮濱、[illegible]寄之寄物、致[illegible]汰、[illegible]數百歲之星霜、而今往阿彌陀佛、[illegible]之處、爲[illegible]島[illegible]往[illegible]之船、依[illegible]之煩、因茲修理[illegible]、己以無[illegible]之由、東狀、[illegible]上[illegible]之處、早以[illegible]村田地、可宛修理用途之由、召給國司[illegible]宣畢、望請[illegible]恩以[illegible]村田地爲社領、可致[illegible]理[illegible]之旨、[illegible]官[illegible]、[illegible]後代之[illegible]者、權中納言藤原朝臣[illegible]宣、奉[illegible]依請者、府宜承知依宣行之、

寬[illegible]三年四月[illegible]日、

宗像詣新宮濱　　岡光

征途[illegible]曙不[illegible]、海清[illegible]殘屋、[illegible]汀春[illegible]、[illegible]山[illegible]古松青（[illegible]間、住吉神社傍此地、[illegible]新宮）云）[illegible]十[illegible]、[illegible]程一[illegible]星、[illegible]自今[illegible]日、波[illegible]宜[illegible]（本朝無題詩[illegible]）

相島（アヒノシマ）

新宮の西北四海里に在り、島は方數町に足らざるも、[illegible]宗なり、其東北に一岩[illegible]あり、洞門を通す、花業（ハナグリ）と稱す、此岩石方柱を列して成る者のごとく、高十間許、周六十間許、洞門高五間横一間、小舟を行るべし。○按に神功紀に「皇后[illegible]、[illegible]、出於西海、令[illegible]有國耶、[illegible]曰國也、又[illegible]人名草[illegible]、[illegible]、數日[illegible]之、[illegible]西北有山、帶雲横[illegible]、[illegible]下吉[illegible]而[illegible]還」と、此吉[illegible]は御[illegible]と訓むべく、相島は[illegible]の[illegible]なるべし、當時香椎行宮の事なれば推斷すべし。

海東諸國記に「丁亥年、遣使來朝、書稱筑前州相以島、

大嶽軍營側忠正家」と、この相以は相島の事にて、以字は相るへし(相島、今民口八百餘、平坦にて、其海方面は斷崖を成し、海蝕の為に洞窟するを得へし、然れとも水量少し、鼓島の東傍附近に鱗化石質の弓形岩あり、花崗岩を層す、高さ約五十呎、(水路志)

志賀郷

(志賀島)

和名抄、糟屋郡志珂郷(東急作阿)○今志賀島村是なり、或は鹿島に作る、(類聚國史)郡の西に連接す、地形海中に突在し、箱島洲に同じ、又古書に鹿島(又資珂、思可、志賀等)と云へり、又四舶濱之可浦の名あり、濱とは今の謂ゆる海中道(海中道)の東灘路の邊にて、浦とは今の謂ゆる福岡灣なり、○水路志云、志賀島は福岡灣口の東側を擁する、一樹の亂形島にして、其北端に近く高さ六〇〇呎の一尖峯あり、(火成岩より構造せらる)樹木茂生す、志賀島の南東角は、低濕に干出せる沙灘に依りて、福岡灣の北側を成せる、長さ廿五海里の狹沙頸地に連接す。

(資河島)

風土記、(釋紀引)云、糟屋郡資河島、昔者氣長足姫尊、幸於新羅之時、御船夜時來泊此島、有陪從、名云大濱小濱、便勅遣此島、不見火、大濱問云、近有家耶、小濱答云、此島與打昇濱近、相連接殆可謂同地、因曰近島、今訛謂之資河島。(古事記傳云、資河島は萬葉集にも多く見えて名高き地なり、然、俺、因すとも書き、古書には多く濟みて用ひたれば、志可と濟むべき也て萬葉集古義云、因幷は神功紀に「遣磯鹿海人名草而令視」とも見えて、昔より海人に名高き島なるが故に、筑前名寄に志賀海神社三所今も此にいつきまつると曰へり、書紀通證又曰、東國通鑑所謂、世界村大明神是也。○類聚國史云、貞觀十六年、太宰府言、香椎廟毎年春秋祭日、志賀島白水郎男十人、女十二人、奏風俗樂。(この風俗樂の事、豐前の古表八幡宮を參考すべし)

([illegible])

至筑紫館、遙望本郷、悽愴作歌

之賀のあまの一日もおちずやく鹽のからき戀をも吾はするかも、(萬葉集)

然の海部の磯に苅干す名のり藻の名はのりてしをいかてあひかたき、(萬葉集)　荒雄等がゆきにし日より志賀のあまの大浦田沼はさぶしからずや、(同上)　大船に小船ひき副かつくとも志賀の荒雄にかつきあはめやも、(同上)

太宰大監大伴宿禰百代等、贈驛使歌

草枕たび行君をうるはしみたくひてぞ來し四鹿の濱邊を、(萬葉集)

(之可浦)

志賀の山いたくな伐りそ荒雄等がよすかの山と見つゝしぬばむ、(同上)　之可の浦にいざりするあまあけくれはうらみ濟ぐらしかぢの音聞ゆ、(同上)

(海之中道)

志賀島は周廻二里、南に民家多し、人口二千、其北濱を勝馬と呼ぶ、島の東南に連接する海中道は、脊松白沙相映し、佳景を以て鳴る、其沙堆狹處は、潮水時ありて之を絶つ、俗に道切と云ひ、小舟を行るべし、弘安の蒙古役に此島來寇の衝に當り、其濱海を傳ふ。弘安四年六月五日、蒙古の軍船志賀島能古島に至り、高麗船來會す、大矢野種保・種村夜襲して賊船を燒き、河野通有逼時亦劍刃進みて討惡、入り、各斬獲あり、大友貞親、少貳經資、島津久經、秋月種宗、菊地武房、竹崎季長等海上及び沿岸に戰ひ皆功あり、賊恐過時を經て破す、其他死傷亦多し、今志賀海神の中西の方の海岸に、首切塚(一名蒙古山)あり、土人相傳ふ、蒙古人を屠殺して埋めたる所と、聖福寺の僧の詩に「懷昔弘安寇九州、樓船十萬築如雲、神風掃蕩東南起、蒙古山高是髑髏」といへり。

(蒙古山)

遊志賀島　　　五岳

波濤萬里接扶前、也擬長鯨吸百川、欲擧一杯酹箕子、鴟窟低處是朝鮮、

志賀海神社

今志賀島村に在り、即志賀の荒雄安曇の氏人の祭る所にして、綿積の三神なり、新抄格勅符に、大同元年志賀神封八戸を寄進せられ、三代實錄、貞觀元年授位、延喜式神名帳に名神大社なり。書紀一書に「底津少童命、中津少童命、表津少童命等神祀、筑紫斯香神」と注す、後の住吉神(那珂郡)は本同と同神なれど、神功皇后の時に祭りたまへる所にして、此志賀島は初より阿曇海部の本祀せる者とす。(按に阿曇の氏人、名草大濱小濱など諸書に散見し、征韓の役に功ありしこと著明なり、八幡愚童訓には磯良丸と云ふ人、即志賀大明神にて從軍したりと記すは、海神と氏人と混淆したるならん、太平記以下の諸書にも此説を傳ふる者多し、又此地は形勝丹後の天橋立に類すればにや、海神社の傍に文殊堂あり、橋立の切戸寺に擬したるごとし、今廢す。(筑前續風土記云、海神社は近世神領九十石を寄附せられし所なり、神主三家ありて、坂本家を長と稱す、即安曇氏の裔とす、社殿文明以降の文書多し、又古鐘あり、量七貫五百匁、高一尺七寸、徑一尺、人物の鑄紋樣ありて、漢土の製作、朝鮮の品なるべし

勝馬

今志賀島村の大字なり、玄界洋に向ひ、民家數十あり、中津綿神祠は、三代實錄、元慶四年授位の志賀若神即是なりと云ふ、古語に舟に筺の名あり、賀津萬は其轉訛にや。

印塚

筑前續風土記云、志賀島村大字叶崎に在り、此處天明四年二月、村の農夫甚兵衛、溝を修造し、之を堀りたるに、土中に石あり、之を發したるに、下に三石周匝の狀をなせり、其下にて黃金印一顆を得たり、文に漢委奴國王とあり、其大さ方七分七厘、厚さ三分許、鈕高四分、形蛇の蟠屈したるが如し、重さ二十九錢強あり、此印は後漢光武帝より、賜りたるものなり、篆法刀法俱に燦然合度、精巧神に入り、實に奇品と云ふべし、今黒田家主黒田氏の珍藏となれり。(按に委奴國王印は、好古日錄、藝苑日

涉等に其考證ありて、曰「志賀島田間、有大石、民以爲恩、乃掘以撤土、則四邊撑小石、下空如有物、探之獲金印一顆」云々、而て皆謂らく、仲哀紀に伊覩縣主あり、委奴は伊覩に同しと、然れとも伊覩は今糸島郡にして、相接近するも、覩を奴と訛るは疑はし、故に委奴は倭之奴國の謂なりと說く者あり、後說是に庶幾からん、倭委相通じ、漢人の海東遠國を指したる稱なり、奴は後漢書幷に魏志に見ゆ、仲哀紀の儺縣に當る、奴儺相通す。

香椎(カシヒ)鄕

和名抄、糟屋郡香椎鄕、訓加須比。〇今香椎村、多々羅村是なり、香椎は古書に訶志比、又橿日とも記せば、其音亂るべきに非す、和名抄加須比とあるは轉訛なるべし。此鄕は立花山の南西にして、福岡灣の東岸なり、其浦を加思布江、又香椎潟と曰ふ。

訶志比(カシヒ)宮址 (橿日)

今官幣大社、是なり、古事記云、帶中日子天皇(仲哀)坐穴門之豐浦宮、及筑紫訶志比宮治天下也、天皇坐訶志比宮、將擊熊曾國之時、天皇控御琴、而建內宿禰大臣、居於沙庭、請神之命、於是大后息長帶日賣命、歸神言敎、覺詔者、西方有國、金銀爲本、種々珍寶多在、吾今歸賜其國、爾天皇答白、登高地見西方者、不見國土、唯有大海、謂爲詐神、而押退御琴、不控默坐、爾其神大忿詔、凡茲天下者汝非應知國、汝者向一道、(中略)既崩訖、爾驚懼而坐殯宮云々。仲哀紀云、天皇到儺縣、因以居橿日宮、以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩、有向津國、是謂栲衾新羅國焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其必自服矣、天皇疑之不信、以强擊熊襲、不得勝而還之、忽有痛身、而明日崩、一云、天皇親伐熊襲、中賊矢而崩也、於是皇后及大臣武內宿禰、匿喪、命四大夫、領百寮、令守宮中、竊收天皇之屍、附武內宿禰、以從海路遷穴門、而殯于豐浦宮。(姓氏錄、作加須比(カスヒ)氷宮)

(橿氷宮址)

香椎(カシヒ)廟宮

香椎村に在り、今官幣大社に列し、香椎廟宮と曰ふ、平家物語(長門本)に糟屋郡東鄕香椎宮と云ふ、神功皇后を祭る、一說仲哀天皇と爲す。神祇志料云、香椎廟宮は延喜式神名帳に載せず、古より廟と稱し、息長帶姬命を祭る、(兵範記、宇佐託宣集、諸神記、色葉字類抄)初息長足比賣命新羅を伐給ふ時に、先加襲の行宮に坐て、大臣武內宿禰命と其事を謀り給ひ、(諸社根元記引或記)異しく奇き大御慮もて、天神地神の御諭の隨に皇軍を誘率給ひ、大歲を耀し外國の王を御馬甘の奴と仕奉らしめ給へる神功尤大也、(日本書紀、古事記)故其後此宮を廟堂として、帶姬命を齋奉りき、(諸社根元記引或記)(今按に此廟堂を建られしは、皇后崩御の後幾程も經ざりし時なるべし、然るに本社古記に、養老七年神敎に依り、九國に課て大廟を造らしめ、神龜元年成就、八幡愚童訓も神龜元年造營と曰ふ、疑ふべし)凡即位大嘗、及寶祚外寇ある每に、使を遣し幣を奉て、御祈りせさせ給ふは、又此故也、(續日本紀、三代實錄、江家次第)天平九年使を香椎宮に遣し、幣を奉て新羅無禮の狀を告しめ給ふ、是を國史の初見とす、廟邊に武內大臣社あり、又大臣殿と云ふ、今廢たり、(八幡本記)(廟西一町許に宮址ありて、其域甚廣く、礎石を遺す)武內宿禰を祀る、此大臣息長帶姬命を輔奉り、其功烈比倫なかりき、(參酌日本書紀、古事記等大意)故に後其社を廟宮の西に建て之を祭る、(諸神記、諸社根元記)凡香椎宮の祭に、太宰府帥等廟宮を拜奉るの後、必す大臣殿を拜奉る、即是也、(太宰府例)延喜の制、資人一人を置て、得考の例に預らしむ。(延喜式)

風土記(萬葉集仙覺註)云、到筑紫國例、先參謁于可襲(カシヒ)宮、加襲可紫比也。拾芥抄云、承保四年、公卿宣、香椎社、或稱神功皇后廟、或稱仲哀天皇廟、無一定。〇書紀通證云、按式部式曰、凡諸神宮司、幷橿日廟司、以六年爲秩限、据此則橿日稱廟、不爲神社、故神名帳不載之、貝原氏曰、式外香椎宮、所祭之神一座、神功皇后、相殿、左八幡大神、右住吉大神、宋史日本傳曰、其王年代記云、仲哀天皇今爲鎭國香椎大神。古事記傳云、香椎廟は殊に此のみ廟と云は、韓國より皇后の神靈を齋奉れる宮にやあらん、故に他の神社の例と區別ち、廟と名附け奉れるにや。〇按に、香椎廟の神名帳に載せられざるは大に疑ふべし、此より移せる豐前國宇佐の帶姬命廟神社さへ、延喜式に載せたり、而も本祠の式帳に見えざるは、妥當を缺く、恐らくは脫漏のみ。

(帑襲)

神龜五年十一月、太宰官人等、奉拜香椎廟訖、退歸之時、駐馬于香椎浦、大貳小野老朝臣歌、

時つ風吹くべく成ぬ香椎潟潮干の浦に玉藻刈てな(萬葉集)

東鑑に、文治元年、香椎宮、池大納言家領とあるは、神領を平家の權門に附托せるにやあらん、延元元年二月、足利尊氏來寺、香椎廟に陣し、菊池武敏と多々羅濱に戰ふ、利あり。續風土記云、足利尊氏の香椎宮に祈願ありし事、太平記に見えたり、其孫義滿將軍にいたり、又九國の敵を鎭めしため、自ら願書を當社に奉る、其文に曰「當社橿日大明神者、聖代前烈の宗廟、神武の鎭實也、巍々竒權跡遠継于日域西州之隅、二千一百六十餘歲、與神聖八十餘次の正統、後光嚴帝曆應より已來、天下不由皇化者、四十餘年于斯」云々と、凡此やしろの祠官に四黨有、伴大膳大中臣清原也、此四黨は上代より祠宮の長なり、大宮司も代々此四黨の內より撰んて任せられしならん、然るに大膳大中臣清原の三氏は其遠孫今に有て、伴氏は絕ぬ、文明二年宗祇法師筑紫に下りし時の紀行に、此御宮の事を「御殿は造營半にもならで、假殿のさまおろそか成し」と書けり、其後天正十四年七月薩摩の兵とも、立花の城を攻んとて、城下近邊を放火す、此時兵火

(香椎潟)

にかゝり、木[illegible]、大門[illegible]、[illegible]、十七所の末
[illegible]ならす[illegible]大せり、後[illegible]なりぬれば衰々たる[illegible]
[illegible]間に、[illegible]ふりたり、御[illegible]木に立る[illegible]
杉、香はしき椎木のみ、昔忘れぬみどりの色を顕はせり。

[illegible]御に二度[illegible]りて、後[illegible]度、香椎に参りたりけるに、神主かたのごとく、杉の葉を折りて、帥のかうふりにさすとてよめる、大膳武忠

千早振香椎の宮の杉の葉をふたゝびかざす我君ぞ君、〔金葉集〕

[illegible]云、香椎宮は神功皇后を祭る、仲哀天皇此所にて崩御し、其御棺を椎樹にかけしに、異香薫じたりしかは、香椎と云るよしなり、其植継したる椎樹今もあり。（香椎の名[illegible]は[illegible]なるべし、香[illegible]と云ふは附會也）〔[illegible]〕[illegible]云、香椎宮、毎年正月七日、[illegible]行の人を捕へて[illegible]を稍しもてはやし、武内大臣社の前にからめ置く、之を異[illegible]よろはなきかや、一說に追儺の遺法なりとも云ふ、[illegible]に同時に[illegible]の祭ありて、人を捕へて[illegible]をし、[illegible]追ひ打ちて、[illegible]には石の[illegible]に[illegible]付置く、今は此[illegible]て、[illegible]ばかりなり、此外[illegible]には此[illegible]なかりしが、今は[illegible]るとぞ。

[illegible]宮、[illegible]之事、　[illegible]

二月[illegible]人、[illegible]、[illegible]山村外、自[illegible]、獻[illegible]丁[illegible]、[illegible]子[illegible]傳、[illegible]何[illegible]之[illegible]、[illegible]云、[illegible]之曰、[illegible]、[illegible]大仙。〔無題詩〕

[illegible]風土記云、[illegible]寺址は香椎[illegible]の北に[illegible]、元[illegible]曰、[illegible]、建久三年、[illegible]香椎神宮側、[illegible]寺、[illegible]行[illegible]大[illegible]、[illegible]入宋、[illegible]法師所[illegible]、[illegible]、[illegible]一[illegible]

千本[illegible]、以[illegible]我[illegible]法中[illegible]之妨、[illegible]、如[illegible]道之[illegible]木也、云々、香椎の北濱男(ハマヲ)の東に[illegible]あり、上に松[illegible]茂れり、[illegible]は其東二町許にて、大[illegible]なりしが、延[illegible]此之を[illegible]しに、其實は方三間許に石を積み、高一間許、中に四尺許の刀ありしとぞ。

(濱男)

樫日浦(カシヒ)

福岡[illegible]、東[illegible]を云ふ、[illegible]濱を多々良(タタラ)濱と曰ふ、其内[illegible]を香椎潟、又[illegible]可[illegible]布江と曰ふ、[illegible]なれば、[illegible]して[illegible]日、又加[illegible]比と[illegible]り、[illegible]屋に[illegible]れる[illegible]、[illegible]の神功紀云、皇后定[illegible]、而[illegible]之、[illegible]日浦、[illegible]解髪臨海曰、吾被神祇之教、[illegible]皇祖之靈、浮渉滄海、躬欲西征、是令頭滌海水、若有驗者、髮自分爲兩、卽入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻、因以謂群臣曰、夫興師動衆、國之大事、安危成敗、必在於斯、今[illegible]事付群臣、是[illegible]、吾婦女而加以不肖、然暫假男貌、强起雄略、[illegible]、獨有[illegible]云々、[illegible]男[illegible]濱に[illegible]と呼ぶ岩礁あり、土人傳へて、神功皇后御[illegible]し給へる所と曰ふ。

いさこゝに香椎の浦に白妙の袖さへぬれて朝菜つみてむ、〔萬葉集〕可志布江(カシフエ)にたづなき渡る可[illegible]の浦におきつしらなみ立しくらしも〔同上〕[illegible]を[illegible]にかすか[illegible]浦浪遠く立つ[illegible]かな〔新[illegible]今集〕

(可之布江)

多々羅(タタラ)

[illegible]香椎の南を多々羅村と云ふ、名島、濱[illegible]、八田、土井等之に合す。[illegible]川、一名[illegible]川は[illegible]穂郡八木山に發し、西流して宇美川須惠(スヱ)川と共に名島の南に[illegible]し、香椎浦に入る。其香椎[illegible]以南多々羅川南北の[illegible]濱を、多々羅濱と曰ふ、[illegible]三月、足利尊氏菊池武敏を此に[illegible]したる事、太平記に載せたり、九州[illegible]局[illegible]を定めたる大決戰とす、或は[illegible]濱に作る　又多々羅濱に[illegible]防ぎの爲に、亂杭を[illegible]て防備したる状は、[illegible]所引、弘安十年の[illegible]に[illegible]すへし。

(楯屋川)　(濱[illegible])

[illegible]土記云、多々良村西の[illegible]を多々良濱と云、[illegible]屋川の下なり、後宇多院弘安四年蒙古襲來の防ぎの爲め、此濱に亂杭を打て、要害とす、其後[illegible]川にてるへきさて、此所に[illegible]ふ。又云、[illegible]今[illegible]、[illegible]山[illegible]したりしか、其[illegible]のみ[illegible]寺[illegible]寺[illegible]大寺にて、[illegible]月[illegible]、[illegible]山[illegible]に、[illegible]月[illegible]寺に[illegible]に、神山に蘭草多きよし記せり、顯孝の事なるべし、神山も多々羅のふもと川に[illegible]、今[illegible]らず、大友宗[illegible]宗に[illegible]せられし時、此寺も[illegible]れしかば堂[illegible]一字も殘らず、[illegible]に立て、大友[illegible]、[illegible]濱に[illegible]を打[illegible]しは、永禄十三年の事とぞ。

(津屋)　(顯孝寺址)

名島(ナシマ)

多々羅川の川口の北なる一丘を云ふ、香椎浦に臨み島[illegible]、今[illegible]村の大字[illegible]、[illegible]土記云、名々[illegible]名島に[illegible]あり、[illegible]東に一[illegible]云ふ、[illegible]、一[illegible]云ふ、[illegible]中小早川氏名島[illegible]時、今[illegible]所に移さる、[illegible]島居が[illegible]と云、[illegible]居を[illegible]たり[illegible]也、[illegible]先きいふ、此神は宗像三神の内を勧請せしなるべし、[illegible]公筑紫に下り玉ひし時、此社に詣て社の[illegible]へたるを見て、[illegible]、[illegible]に、[illegible]て[illegible]給ひしとかや、社僧は天台宗神宮寺と稱す、此祠邊の海岸に帆柱(ホバシラ)石と名付くる奇岩あり、[illegible][illegible]國より[illegible]、[illegible]の[illegible]に着けるが、其[illegible]化して岩石となる、今は折れて[illegible]ぬ。〔[illegible]云、名島の[illegible]は[illegible]に、神功皇后御[illegible]の[illegible]化したる[illegible]さのみ[illegible]、今[illegible]を[illegible]に、第三[illegible]中[illegible]に[illegible]せし[illegible]中に[illegible]し、一[illegible]、[illegible]化せらるゝに[illegible]々[illegible]中に[illegible]して、[illegible]に之を[illegible]花木に化成せしものにして、[illegible]山に[illegible]出する[illegible]なり、[illegible]

(帆柱石)

出現の狀態を諦視するに、巖岩より成れる崖下に、恰も一大材木を輪切にして數個に分ち、之を長く連ねし如く、五寸乃至四尺の距離を隔てゝ、海に向ひ一線に羅列す、其最も大なるもの長さ五尺、周圍七尺ありて、保存完全のものは木理鮮かなり。

名島（ナシマ）城址 名島の神宮寺に據り之を築く、天正十五年、小早川隆景本州を賜はり、立花山に入部せしが、更に此に建設す、數年にして家を養子秀秋に讓り、備後三原城に退隱す、秀秋は豐太閤の姻親の子にして、其依賴を厚くし、官中納言に至る、慶長五年關原の戰、盟約に叛き、東軍に應ず、西軍之に因り大敗す、而も秀秋功を以て備前に轉封せられしが、幾もなく除封せらる、名島の封國は三十三萬石と云ふ、黑田氏秀秋に代り入部し、名島を毀ち福岡城を創む。〇九州軍記に、永祿中、大友宗麟の合戰のとき、名島の小城と云ふこと見ゆ、當時立花城の屬砦なりし也、又諸書に小早川隆景名島に居りし頃、足利學校の制に倣ひ、學舍を建てて先學を稽典したりと云ふ、其遺址等今詳ならず。〇海東諸國記に「[illegible]、戊子年、遣使來朝、書稱名島備島南島大守藤原滿[illegible]」ここに備島と云ふは詳ならず。

（本願寺文書）天正十五年六月朔、豐臣秀吉書狀（上略）筑前筑後兩州小早川に被仰付候、然者博多津、大[illegible]南蠻高麗自國々可罷渡候間、殿下設御座所、普請申付、爲留守居小早川在城候事、（中略）高麗國事、以對馬者、色々御調物を備、種々人質を可被差上由、雖申候、御調物等事不入候、我朝之帝候間、高麗國王可參內候旨、被仰遣候、（下略）。

山田（ヤマダ） 多々羅村の東にして、立花山の南なる山村なり、神功皇后香椎宮にましますの時、齋宮を造り、神教を請ひたまへる古跡とす、謂ゆる小山田（ヲヤマダ）邑なり、香椎宮の東一里。

（小山田）

神功紀云、足仲彥天皇、崩於橿日宮、皇后傷天皇不從神教、而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國、更造齋宮於小山田邑、親爲神主、則命武內宿禰、令撫琴、喚中臣烏賊津使主、爲審神者、而請曰、先日教天皇者誰也、願欲知其名、逮于七日七夜、乃答曰、神風伊勢國之、百傳度逢縣之、拆鈴五十鈴宮、所居神名、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉、云々。古事記云、帶中日子天皇崩、更取國之大奴佐而、爲國之大祓而、亦建內宿禰居於沙庭、請神之命、於是教覺之狀、具如先日、凡此國者、坐汝命御腹之御子、所知國者也、爾建內宿禰白恐、我大神坐其神腹之御子、何子歟、答詔男子也、爾具請之、今如此言教之大神者、欲知其御名、即答詔、是天照大神之御心也、亦底筒男、中筒男、上筒男、三柱大神者也、此時其三柱大神之御名者顯也。〇書紀通證云、山田邑即香椎村、相隣、其側有傳稱齋居敷者、是齋宮舊址也、有神祠、所祭天照向津媛命、住吉神、審神者、表筒男中筒男底筒男、六座也。〇續風土記云、山田村の字齋宮屋敷は、神功皇后の齋宮址にや、慶長年中、山田村洪水ありて、六所明神を齋宮屋敷へ移す、今是を六所は本宮神社なり、山田の上流に井野村あり、（今山田村大字井野）昔より宗像氏の人の奉祭する天照大神あり、國の北、之を宗像國由須原八幡宮に移せることありしとぞ、其社內に五葉大明神、井に水取（モイトリ）權現祠あり。〇按に井野は齋野（イミノ）の義にて、齋宮（ミヤ）の名殘也、井野は犬鳴山と立花山の間にて、西隅の孤村とす、但齋野とは齋玉神の一名なり、方俗往々神功皇后に混視す。

（井野）

柞原鄕（クハラ） 和名抄、糟屋郡柞原鄕、訓久波良。〇今久原村是なり、山田村も之に屬せるならん、多々羅川の水源にて、犬鳴山の西麓とす、久原川は井野川と合し、又從栗川と合して多々羅川と爲る、犬鳴の東谷は鞍手郡吉川村なり。

篠栗（サヽクリ） 久原村の南にして、博多より飯塚（嘉穗郡）に向ふ驛路にあたり、小驛市を爲す、南に若杉山聳え、東北に鉾立山あり、篠栗の東二里にして八木山に至る、八木山嘉穗郡に屬すれど、其水西流して多々羅川の源と爲る、長五里にちかし。〇篠栗は、慶長中、黑田家の老臣母里淨哉の開ける邑にして、國主の別館を置ける地なり、福岡市を距る四里。

勢門鄕（セト） 和名抄、糟屋郡勢門鄕、訓世止。〇今勢門（セト）村井に篠栗村是なり、土俗訛して勢門河內と云ふ、柞原鄕の南に接し、若杉山の北麓たり。

若杉山（ワカスギ） 篠栗驛の南、標高六百八十米突、立花山と相望み、山勢雄渾なり、山上に若杉明神あり、大祖權現とも云ふ。

（若杉神社）

續風土記云、若杉山は勢門河內若杉村（今勢門大字若杉）より登る二十五町、大祖權現社あり、伊奘諾尊を祭る、此事八幡託宣集に見ゆ、伊奘諾尊は萬物の祖なれば大祖とあがめ奉れるか、上代いつの時より鎭座し玉ひしにや、其始め知れず、神功皇后三韓征伐の前に、此御神にも御祈有、其報賽に新羅より歸らせ玉ひて、香椎の杉をわかちて、此所に植させ玉ふ、綾杉谷と云ふ今に有、香椎の杉を分ち植玉ひしゆゑに、分杉と號す、後世若杉と書は誤也、今も此山に八尋の杉多し、木高くしてうるはし、其土地甚肥饒なるゆゑ成るべし、今此社に參る所はすべて七町也、皆石壇にておはします、糟屋郡の惣社なり、此若杉村を右谷と云、南の村を左谷といふ、今は誤りて佐谷と云、昔若杉山大祖權現の社に屬せし僧坊左右の谷にあり、左谷建正寺南岳院、右谷の石水寺東北院と云しと也、杉連頭、高鳥居の城を鞍手龍德の城よりかけもちにせし時、左谷右谷爭鬪、干戈を起し、双方火を放て燒ける故、兩谷の僧坊一字も殘らず、左谷今須惠河內に屬す。〇按に若杉山の大祖權現は高祖（タカソ）及高礒大禮（タイソ）にも作

り、香椎聖母と稱す、卽豐玉媛命の別名にして、諸書之を神功皇后に當て、且原氏大[illegible]し文字に因り之を伊弉諾[illegible]に擬せしけ、[illegible]も甚し、聖母の事蹟は其所傳頗る怪誕多ければ、識者の考證を要す。○八幡愚童訓云、震旦國陳大王の大比留女、日光胸間に指入て懷姙ありて、皇子を生み給、王臣怪て空船にのせ奉て、流れ着んところを所領とし給へとて、大海に浮べ、日本鎭西の大隅岸に寄付給けり、其太子を號八幡、御船着し所を八幡崎と名けたり、是は繼體天皇の御宇なりき、大比留女は筑前國若椙山へ飛入給て後、香椎聖母大菩薩と顯玉ふ、皇子は大隅國に留て正八幡と被祝給。

須惠（スヱ）

今須惠村と云ふ、若杉山の南麓なり、東嶺を鬼杉山と呼ぶ、若杉よりも高嶺なり、鬼杉の山脚に砥石山あり、陶土より成る、須惠の村名も製陶によりて起る歟。（蒹葭事蹟云、筑前の須惠燒は糟屋郡須惠村に於て製す、青磁白磁の陶器を主とす、享保年中、黑田家皿山奉行を置き、之を監造せしめ、時々の幣物に供す云々。○按に、須惠村に高鳥居と號する寨址ありしとなし、九州軍記云、糟屋郡高取居城は昔宗像が持なりしが、久く開城と成てありしを、天正十四年、秋に攝へ攜へ、筑後の星野吉實兄弟、島津方と爲り據領る、立花より取かゝり、鳥木を若杉山に備へ攻寄せ、星野を討取、城郭をば一片の煙と燒上たり云々。

宇美（ウミ）

（蚊田）

今宇美村と云ふ、須惠村の南に接し、筑紫郡界に至る、此地に宇美宮八幡あり、卽應神帝の降誕所とぞ、蚊田（カダ）と云ふも此地の舊名なるべし。

宇瀰八幡詞　　廣瀨　旭莊

過山[illegible]、鐵[illegible]現[illegible]表、[illegible]居西征年、皇
天此[illegible]玄鳥、古[illegible]信山棋、[illegible]道入少、[illegible]
[illegible]松子[illegible]、[illegible]、[illegible]官年[illegible]、[illegible]
[illegible]太子了、[illegible]、[illegible]此[illegible]、必
饒其安口唯唯、却上踏途穿窈窕、

宇美八幡宮（ウミ）

（芋湄野）

古事記云、息長帶比賣命御腹[illegible]、取石以鎭御裳之腰、而渡筑紫國、其御子者阿禮坐、故號其御子生地、謂宇美也、亦其石者在伊斗（イト）村也。○神功紀云、皇后從新羅還之、生譽田天皇於筑紫、故時人號其產所曰宇瀰也、應神紀云、天皇生於筑紫之蚊田。○釋紀所引筑紫風土記云、息長足比賣命到新羅、凱旋之日、至芋湄（ウミ）野、太子誕生、有此因緣、曰芋湄野、謂產爲芋湄者、風俗言詞耳。○續風土記云、怡土郡長野庄は宇美八幡の神領なりし故、役所にも勸請せり、近世は神領祭田もなかりしに、天和二年黑田公祭田を寄附せられ、供僧を宇美山誕生寺と云ふ、極樂寺址は隍子嶽と云所に在り、文永十一年蒙古攻來りし時、箱崎八幡宮の神體を此寺に納め置きて、兵禍を避しよし、愚童訓に見ゆ、又水鏡に「皇后うみの宮の槐に取すかりて、太子をば生み奉り給ふ」と記せり

かけまくも畏けれとも宇美の宮我たのむ君にしるしあらはせ（拾玉集）

池田鄉（イケダ）

和名抄、糟屋郡池田鄉。○今大川（オホカハ）村、仲原（ナカバル）村などなるべし、續風土記に、塔原の邊を今も池田鄉と稱すと曰へり、塔原は大川村大字戶原なり、仲原鄉の西とす、池田鄉の南は舊席田郡の地にして、其東なる宇美、須惠、志免（シメ）の三村は、鄉名を知らず、又池田の西の箱崎も鄉名詳ならず。

長者原（チヤウジヤバル）

續風土記云、長者原は仲原村の境内にして、博多より宰府へ行く路の左右なり、其所に長者屋敷とて、舊蹟のこれり、貞治元年、小貳宗形松浦の人々、探題斯波氏經の子松王丸を擁し、長者原にて、菊池彥次郎武敎と合戰の事、太平記に見ゆ、今の新長者原驛は、元和元年に開きたる地なり。

夷守（ヒナモリ）

古驛名なり、延喜式に席打驛（今席內村）と久爾驛（今席田村の中と云）の間と爲す、道程より之を推せば、多々羅村なるべしと思はる、然れども筑前續風土記に、阿惠村の内に日守（ヒモリ）と云地あり、此なるべしと言ふ、按に萬葉集に「家持等相送[illegible]使、共到夷守驛家」と小序を附したる歌に「阿惠の浦邊」とよめるを見れば、阿惠村にはあらず、阿惠は今仲原の大字にて、席田の地にあらず、多々羅なること略推すべきのみ。

大村鄉（オホムラ）

和名抄、糟屋郡大村鄉、訓於保牟良。○今詳ならず、本郡内には青柳の邊か宇美須惠の邊に鄉名を缺く、何處に擬すべきにや。

敷梨鄉（フリ　シキナシ）

和名抄、糟屋郡敷梨鄉。○訓を詳にせず、不理にや又之岐奈之にや、其比擬すべき地點も指示し難し。

廚戶鄉（クリヤ）

和名抄、糟屋郡廚戶鄉。○郡鄉考云、越後に栗家鄉あり、和名抄久利夜と訓む、卽久利夜とよむべし。○按に廚戶鄉は、續日紀に見ゆる、筑紫君葛子が獻せる糟屋屯倉ならん、屯倉は神物を官物の意なれど、其事頗相同じ、箱崎の地にして、屯倉を神封と爲したるより、廚戶の號立ちし歟。

箱崎（ハコザキ）

（筥崎）

今箱崎町と云ふ、戶數一千、仲原村の西にして、福岡灣に臨む、西南は博多市街と相距る半里、民家相接す。松林あり、千代松原（チヨノマツバラ）と號す、林中に箱崎八幡宮あり、蕃國降伏の靈驗世に聞ゆ、箱崎は古書多く筥崎に作り、中世博多と對稱せられて、西海の名津たり、多く海外諸國往來の逆事を傳ふ、中に就き蒙古來寇の事最緊切と爲す。

續風土記云、箱崎蒙古合戰の事、八幡愚童記に曰く、文永十一年十一月廿日、蒙古より日本を攻んとて大勢來りしが、船より下り馬に乘り、旗をあげて攻かゝる、次第に勝に乘り今津、早良、百道原、赤坂口迄亂入、麁原（ソハラ）の内に陣取る、日本の兵敗れしかば、水城に楯籠らんとて我先にと引退く、箱崎の宮には留守をはしめて、供僧の社官

等固めたりしかども、軍兵ども落たる上はとて、三所の神體を厨櫃にうつし參らせ、宮を出し奉る、火急の事なれば神輿にさへのせ不申、御供には留守左衛門定正、平左衛門景親、以下社官共參りたり、宇美の宮へと急ぐ所に、彼所とて先達て落失一人もなかりければ、上の山極樂寺へ入奉る、其後異賊退きて後、還幸有しとかや、明人の武備志日本考曰「此地有松林、方十里松、土名法哥撒櫻乃廟前也、有一街、名大唐街、唐人留彼所、相傳、今盡爲倭也」と、今は大唐街もなけれど、昔は有しにや、唐船と云ふ猿樂の謠に、祖慶と云し唐人箱崎に來り住し事をいへり、其往時は歸化せし人多かりしにや。○筑前舊志畧云、箱崎宮の域内に祖慶が石塔と傳ふる古雅なる一石あり、唐船の謠曲は、唐土と日本と取合の際、賊兵を日本に擒にせし内に、祖慶官人と云へる者有しが、捕獲せられしより十三年を經て、其子於子先由の兄弟、父の安否を知らんと、明州の津を發船して、筑紫箱崎に著す、此時父箱崎殿に仕役せられたる事を聞き、彼家に就て許多財寶に易へて父を伴ひ歸らん事を乞ふ、箱崎殿其情實を憫察して之を許す、當時祖慶日本にて妻を迎へ、又子二人を設けたり、故に父子五人同船して歸國せりと云々と載せたり、舊記に箱崎宮管領大宮司第四世を箱崎遠久と云へり、此人天元年中從四位上に叙せられ、長德中迄在職し、自宮崎の名を稱す、故に時の人筥崎長者と號す、弓馬の道にも心を盡し、近郷に威を振へり、遠久の子を滿遠と云ふ、又箱崎殿と稱せり、此人長保より萬壽の頃迄在職す、謠曲に云へる箱崎殿とは即此父子を云ふにや、又日本紀畧に云ふ「長德元年(宋至道元年)八月十九日、太宰府言上、討追南蠻賊」と記くは是や祖慶が捕はれし時の事實ならん、然らば箱崎殿と時代適當せり、又箱崎濱字海門戶に梅津氏あり、土人は此家を唐人家と稱へて、祖慶が日本にて娶りし後妻の苗孫なりと云へり、是家にて彼妻の命日とてバンバラ祭(バンバラ婆の盟靈ならん)と號し、毎年祭祀を行ふ、祖慶が外にも歸化したるもの多かりしにや、武備志に法哥撒櫻に大唐街ありと曰へり、今街高麗町の字あるは、大唐街の類ならん。

筥崎宮（ハコザキ）

今官幣に列す、千代松原に在り、延喜式、那珂郡八幡大菩薩筥崎宮、名神大と注する者是なり、樓門に敵國降伏の額を揭げ、殿堂壯麗なり、宇佐石淸水と幷稱せられ、歷代の崇敬特に厚し。

神祇志料云、筥崎宮は今箱崎村に在り、蓋八幡神の別宮也(筥崎宮記、色葉字類鈔)傳云、應神天皇を主として、仲哀天皇神功皇后を合祭る(朝野群載)初め八幡の若宮神祠に託て、吾は八幡一の御子也、八幡神教し給はく、吾穗浪郡大分宮に作給ふに、吾宮に詣る者、我伯母神竈門宮に無禮き事在なる甚恐し、故筥崎松原に移坐て、外國の寇を禦給はむと宣ふ由を奏しき、故延長元年奏して、社を建つ、之を筥崎宮と云(朝野群載、宇佐託宣集、色葉字類鈔)、凡神社北大海に臨みて、西絶域に向ふは、蓋神慮也と云ふ(朝野群載、色葉字類鈔)○(續風土記云、箱崎八幡宮は上代穗波郡大分(ダイブ)村に鎭坐ありしを移せる也、社記に曰く、延喜廿一年六月、八幡大神の託宣に、吾穗波郡大分村宮三惡あり、一には竈門宮は我伯母にておはします、然るに年中行事に府官以下國司參り來る間、恐時の禮義は馬に乘ながら遙拜し、或は笠を着て御前を渡る、是甚恐れあり、二つには所司百姓等騷、險阻の山を越、數日民の煩ひをいたす、三には放生は是海上の事也、穗波の宮已に放生の地にあらず、是によりて彼地を避て、箱崎の松原に移り住んと欲す、太宰少貳眞村朝臣此新宮造營すべし、御殿を乾に向、柱に楠を用ふべし、末代に至り異國より吾國を伺ふ事あらば、我其敵を防くべし、故に敵國降伏の字を書て、礎のおもて石壇の下に置べしと、あらたに託宣有ければ、勅許有て此地に神殿を造營させ玉ひ、敵國降伏の四字を延喜帝の御筆にて、三十枚遊ばし、御宮柱の下に敷かせ玉ひしとかや、鴨長明が文字鎖には、筑前箱崎の宮つくしのはかたにつきたる所なれば、西の海に向ひて、社壇は西向にたたはします、是は異國降伏の御爲め、延長元年の事とすと曰へり、然ども延喜式神名帳に箱崎宮を載たれば、猶其前久しき代よりありける御社成べし。○神社考云、筥崎社者、緣起曰、昔白幡四赤幡自天降于此、故名八幡、植松而爲標、至今猶在、(降幡說、出于江匡房筥崎宮記)古老曰、此松原埋戒定慧三字之箱、故曰箱崎。○俗說辨云、箱崎は神功皇后、三韓より戒定慧の箱をもたせ歸り給ひ、埋めさせらるとは非なり、八幡本紀に應神天皇御誕生の時、胞衣を此浦にすゝがせ、今も胞衣浦と云ふ、其胞衣を箱に納め埋めたまへば、箱崎とは曰へり、帝王編年記云、皇后還筑紫、誕生譽田皇子、其產處筑前國那珂郡筥崎濱也。

跡たれて幾世經ぬらん箱崎の標の松も神さびにけり、(新拾遺)

匡房卿のふたたび、帥になりたるを喜びて、

かくしあらば千年の數もそへぬらん再びみつる箱崎の松、(續古今集)

箱崎の神主と、香椎の神主と論をしける時、

箱崎の松は誠の緣にてかしひのかたもつみはきこえず(散木)

續風土記又云、箱崎神領の事は、文治三年八月、源賴朝卿より箱崎大宮司□□に賞を行はる、那珂郡西郷糟屋郡西郷等なりと東鑑に見えたり、其神官の遠孫今も在り、文明十年大内政弘の書には、箱崎神領、筑前那早良郡倉光上下庄七十丁とあり、永祿二年、筑紫下野守惟門、那珂郡にて百八十町の地を寄進せるよし文書あり、享祿年中、箱崎大宮司が私領、八十九町有し由の文書も見ゆ、以て古の神領多かりしを推量すべし、又此社の祭禮、年

中に北數多し、就中て五月騎射、八月放生會を重事とするよし、大江[illegible]にも[illegible]、八幡宮[illegible]は朝野[illegible]に出[illegible]天正十五年[illegible]、豐臣[illegible]九州を征し凱旋の時、本社を以て本陣として、二十日餘り逗留し玉ひ、九州の仕置を行ひて上京し玉ふ。其後小早川左[illegible]門[illegible]に[illegible]は[illegible]に、八[illegible]は時々の神々世に串[illegible]はし[illegible]、[illegible]して、[illegible]三年七月、新に樓門を建立せらる。今の樓門是なり、[illegible]を寄附せられしかば、[illegible]なるかりし、[illegible]長五年、黒田長政に此國を賜りし後、五百石の[illegible]を寄附せらる。又云、[illegible]は[illegible]の比、[illegible]に此[illegible]に[illegible]てしに、神功皇后あらはれ玉ひし事を作せる者也、[illegible]寺は石堂靈院を號し、[illegible]の左に在り、又[illegible]の市中に實相山[illegible]寺と云ふ淨家あり、多々羅顯孝寺の放牛の開基なり、宗[illegible]に、[illegible]寺は[illegible]社[illegible]宮寺なりしをかけり、又八幡宮[illegible]所なりしよしふるき文書にあり、今は八幡宮の[illegible]にはあらずから、（[illegible]行云、御社に參れば、いし垣したる松あり、是なんしるしの松なるべし、

いにしへの法のためしに代[illegible]を[illegible]にをさめよ[illegible]の松、御社の[illegible]にて、[illegible]の島にむかへり、[illegible]の中道はるかにめぐりたるさま、茅の輪のごとし、遠近の島々所々の山々など、手にとるばかりにて、いづれも名所ならずといふ事なし、此浦の屋とりは極樂寺と云ふ、[illegible]宮社の[illegible]寺なり、御[illegible]の事を尋ぬるに、中は神功皇后、左は[illegible]御[illegible]なり、右は大[illegible]にたはしますよしいへり、しるしの松の因縁の時やけ侍りしも、其跡に又生出たる不思儀などを、ものしづかにいへるもかたじけなし、暮る程に海つちのけしき又ゆかしうて、立ち出でみれば夕日のはるぐ〱とかゝる方に、富士に似たる山あり、みことゝいふ山なり。

千代松原（チヨノマツバラ）　[illegible]の松林を曰ふ、[illegible]に「[illegible]北[illegible]海、西向[illegible]、[illegible]防[illegible]國之要害、[illegible]此地、[illegible]井[illegible]七八里、更[illegible]他木、[illegible]松[illegible]已、[illegible]二十一年、依[illegible]、[illegible]宮於[illegible]崎松原」とある即是也、（[illegible]土記云、箱崎の宮所は、世にすぐれてめでたき佳境勝地なり、神[illegible]は[illegible]に向ひ、四方に松[illegible]々として高し、故に十里松と名附、[illegible]人の海東[illegible]記に、白砂三十里、松[illegible]林を成すと見えたり、古歌に千代の松原とよめるも、即此所也、東は[illegible]に隣り、北は[illegible]志賀島向ひに長くつらなり、西は博多につゞき、[illegible]の浦山近く、能古の清[illegible]まで遙に見わたりぬ、すべて此浦の景色人の心を動し、眼を驚かすばかりにて、語るに言葉無し。

[illegible]、[illegible]國降伏四大字、係[illegible]
[illegible]門[illegible]長瀾、[illegible]、[illegible]戎狄、
新羅高麗指揮間、　山陽

崇福寺（スフク）　千代松原に在り、臨濟宗大[illegible]寺派に屬し、慶長年中[illegible]中興して、九州一派の[illegible]所と稱す、方丈山門、[illegible]山堂、[illegible]院、[illegible]以下の[illegible]は黒田長政の造建せる所なり、寺領三百五十石を附し、黒田家の菩提所たり、[illegible]は博多の富商島井宗室の建立にして、[illegible]は江月和尚の開基とす、境内方八町と稱し、無双の[illegible]地を占む、（[illegible]寺は初め太宰府の横岳に在り、天正中兵火に[illegible]せしを、黒田氏再興したる者とす、元亨[illegible]云、[illegible]國字[illegible]、嘉禎元年入宋、[illegible]、仁治二年、[illegible]天滿寺、[illegible]道、[illegible]自[illegible]、[illegible]萬年崇福[illegible]寺六大字、[illegible]利[illegible]院、以是[illegible]、[illegible]已白[illegible]、[illegible]名、[illegible]二字[illegible]之有哉、[illegible]必[illegible]、[illegible]去、[illegible]、先是[illegible]山[illegible]、[illegible]達、[illegible]來詩、入院開堂、仍以[illegible]寺號、寬元元年、[illegible]官寺）

[illegible]　山[illegible]

[illegible]

古[illegible]、[illegible]也（[illegible]方[illegible]）
[illegible]松[illegible]、　三[illegible]

筑紫郡

筑紫郡（ツクシ）　明治二十九年、席田、御笠、那珂の三郡を[illegible]し、其[illegible]を合せて本[illegible]を建つ、福岡市は[illegible]立し、[illegible]の二町（大宰府二日市）二十村は即[illegible]を[illegible]隈（大野村）に置き之を治す、面積凡十八方里、人口十三萬（福岡市を混入す）

此地は中古以來太宰府を置き、九州二島の政を視し所にして、那津（ナノツ）、博多を内外[illegible]門戸とし、[illegible]の[illegible]備[illegible]大なりき、近代に至り[illegible]廃れたりと雖、遺[illegible]古俗の[illegible]存するあり、上古に在りては[illegible]神國と稱し、西海の[illegible]たり、古史を[illegible]する者、此間に探求するあらば、[illegible]所多からん。（筑紫大[illegible]の名、天武紀に見ゆ、曰「二年、[illegible]上部位[illegible]大[illegible]子[illegible]、[illegible]入千[illegible]、十一月、[illegible]子[illegible]、[illegible]大[illegible]、[illegible]」と、[illegible]小[illegible]は[illegible]の稱にして、[illegible]にも[illegible]にも[illegible]あり、[illegible]なるは天武紀の一所に見ゆるの

みなれど、其使者の事ありしより推せば、博多鴻臚館の地にして、卽那珂郡なりしならん、然れども、諸の大郡も唯此下に大郡宮あるを知れど、小郡の名の節册に載せたるは未だ見えず、筑紫小郡も所見なし、唯此難波津、平城京又は太宰府、此三地にのみ大郡の名あるは、尋常國郡に別異せる美稱なるべし。

儺國

那又は奴に作ることあり、仲哀紀に「天皇幸筑紫到儺縣、因以居橿日宮」と見ゆ、橿日は今粕屋郡に屬す、宣化紀の那津、齊明紀の娜津は、卽博多を指す、地形を以て之を推すに、今の那珂、粕屋、早良の三郡は古の儺縣の領域とす、上古綿見神の苗孫此に居り、因りて又海神國の稱あり、當時國力強盛、海外に交通し、奴國の名、漢魏の史書に載せたり、本條考に詳くべし。海神國、奴國の說は前年日韓古史斷の中に擧げたり、今大略を以て此に附せん。近代粕屋郡志賀島に於て奴國王と刻せる金印を發見せしが、是は後漢書に光武中元二年倭人朝貢せりと見ゆる時の賞物にして、奴の字古字相通し、倭漢人が東方の種族を指せる名なり、奴國は儺縣と云ふに同し、魏志に女王國（熊襲のことなり）に往來せる行程を記し曰く、帶方より海に循ひ、韓國を經て乍南乍東して、拘邪韓（金官國、今朝鮮の南邊）に至る、七千餘里、始めて一海を渡る、千餘里、對馬國に至る千餘戸あり、其大官を卑狗と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ、又南一海を渡る千餘里、瀚海（今玄界洋）と曰ふ、一支國に至る、三千許家、官又卑狗、副卑奴母離と曰ふ、又一海を渡る千餘里、末盧國に至る、四千餘戸あり、山海に濱して居る、是より東南陸行五百里、伊都國（今糸島郡）に至る、千餘戸あり、東南奴國に至る百里、二萬餘戸あり、官を兕馬觚と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ、東行して不彌國に至る百里、官を多模と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ云々、不彌は古糟屋郡宇美の邊を指せるに似たり、奴は此に儺に同しきこと、本文所々に副官を卑奴母離と記するにて推すべし、夷守と云ふ官名景行紀に見え、粕屋郡に夷守驛あり、從れ不彌の卑奴母離などの任地にや。

海神國

海神、或は海童に作り、又綿津見に作る「海つ持」の義なるべしと云ふ、事先儒諸氏の說に見ゆ、海洋を領有し漁業生業を海上に樹立したる者を曰ふ、古事記に「綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也」とありて、小門の中瀨に顯れたまへりと云ふ、小門は卽筑紫粕屋の古蹟とす。又火遠理命（彦火々出見尊）の海神國に來たまへる時は「如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也」と錄し、遂に海神の女豐玉毘賣命を納れて、皇后と爲したまへるも、此地の事たるべし、日本書紀には、綿津見を「海神等號少童命、少童此云和多都美」と載せ、彦火々出見尊行幸の事を述べ「乃作無目籠、（竪名）內尊於籠中、沈之于海、卽自然有可怜小汀、於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也雉堞整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、井上有一湯津杜樹」云々と錄す、其一書には「海神豐玉姫之宮、其宮也城闕崇華、樓臺壯麗」と錄せり、是等の海神宮、その宮室城郭の備れる狀を、魏志の奴國二萬戸と曰へるに參照して國力の强盛なりしを知る。後世に至るも海神を志賀島に祀る（志賀村）に祭り、[illegible]志賀山にあるは、儺縣の國王は海神たりしを證明す、殊に神功皇后の此地に行幸し給ひ、海神の冥護に依りて韓國を征服し給へるは、國史の記す上に於て、海神國と儺國同一なりしを證明す、而して其古の海神之宮、[illegible]の屋宮、此邊の境域は、[illegible]知るべきなく、今日を以て之を探るも、古代の遺跡に見るべきなし、唯、那津遺これのみ、橿日、香椎等神功皇后の海神に祈り給へる舊蹟、香椎近傍の離れず、學者よろしく地形、事情を按じて、考覈研究する所あるべし。

筑紫國

古書に筑紫と云ふものに、其指す所の方域に廣狹大小の別あることは、西海道の條下に述べしごとし、而も大國命の苗孫たる筑紫君が、造として朝廷に奉事せる其領域に何如、蓋筑前筑後は此國造の領域を二分せる者にして、筑紫の中の眞の筑紫なり。〇抑此筑紫は上世海神宗像神等の分け治め知らす國なりしを、如何なる次第にて、皇別を其國造と爲されしにや、國造本記に筑紫國造、

志賀高穴穗朝御世、阿倍臣同祖、大彦命五世孫、田道命定賜

とありて、仲哀神功の西征以前に、已に國造を任稱せられし也、然れども彼二皇の西征に方り、岡縣主、伊覩縣主などの名ありて、其縣主さへあるに、筑紫國造の事は絕えて國史に見ゆるなし、或は云ふ、當時造の下に幾多の土豪割據ありて、國造は其上に位置するも、擧事而の大に顯著するを得ざりしにや。筑後國風土記に、筑紫君の祖、甕依姫が此君と共に盡坂の荒神を祭れる事見え、其氏神も後世迄遺存すれど、甕依姫の時代亦詳ならず、繼體帝の時、筑紫國造磐井叛く、是れ上古史の大事件にして、當時磐井の勢力の狀態も稍觀察するに足る、

二十一年夏六月、近江毛野臣率衆六萬、欲往任那爲復興建新羅所破南加羅喙己呑、而合任那、於是筑紫國造磐井陰謨叛逆、猶預經年、恐事難成、恒伺間隙、新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火豐二國、勿使修職、外邀海路、誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船、內遮遣任那毛野臣軍、（中略）八月天皇詔物部大連麁鹿火曰、長門以東朕制之、筑紫以西汝制之、專行賞罰、勿煩頻奏、二十三年冬十一月、大將軍物部大連麁鹿火、親與賊帥磐井交戰於筑紫御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣之間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定疆埸、十二月、筑紫君葛子、恐坐父誅、獻糟屋屯倉、求贖死罪、

筑紫國造の遺蹟は此井に據て尋ぬべきならん、其遺蹟の筑後上妻郡に在る旨を、暫く傳說の古跡とす、宣化帝の時に官家を那津(ナノツ)に修造せしめ、以て非常に備へらる、降いて大伴大連金村の二子を任那に遣して、日本府の事を司らしめられしに、兄磐は筑紫に留りて其國政を執り、弟狹手彦は任那に赴く、此に於て任那筑紫共に府宰あり、筑紫國造の權勢是より衰ふ。而も猶欽明紀に百濟國に遣はせる「有筑紫火君、筑紫國造、王使君等、日羅賢君、[illegible]」云々あり、天智紀に唐に遣されし筑紫君薩夜麻などあり、之を要するに筑紫國造は其初め顯者ならず、磐井に至り暴虐を極め、磐井亡びて太宰府の建置ありと知るべし。

席田郡(ムシロダ)

明治二十九年廢止して、筑紫郡に入る、粕屋郡の西、御笠川の東なる小郡たり、近代に至りては、其野の附近は那珂郡に屬せるを以て、愈狹少なりき、按に席田は美濃國にも同名の郡あり、亦狹少の地とす、狹少にして席(ムシロ)ばかり(ムシロバカリ)の田野なりとの意にて、命名せるものにや、○和名抄、席田郡牟志呂多と訓し、三郷に分つ、今の千代、豊平(トヨヒラ)、堅粕、席田の四村にあたるごとし。

續風土記云、席田郡は本州最小郡なり、延喜式に曰く「凡郡不得過千戶、若滿五十戶以上者、分為此郡、地勢不宜分者、當狀立例聞、其不滿百戶者、編入他郡、若不得已、而應分者、聞達中官」、因りて謂ふ、席田郡は甚小にして、那珂粕屋御笠につゞけり、地勢を見れば郡に分つべき所にあらず、左れども隣比の三郡何れも大なり、當時千戶に過ぎなんことを恐れて、剩戶を分ちたるならん、其故に此郡は甚小なるべし。

堅粕(カタカス)　今堅粕村と云ふ、粕屋郡箱崎の南にして、千代松(チヨノマツ)原(バラ)に接す、其松原拔出の地を馬出(マイダシ)と曰ふ、今千代村と改め雜立す。豊平(トヨヒラ)村は堅粕の西、沿海の地にして、博多箱崎の間に介在するを以て、民居甚多し、ほゞ市街の狀を成す。○續風土記云、堅粕は大邑なり、昔は此に温泉湧出せりとて、藥王寺東光院にその跡を傳ふ、此邑は初め堅粕をフカスと曰へり、往時海潮此邊まで浸して、干潟なりし故とか、(堅粕は潟之洲の義歟、博多日記にも堅粕の名見ゆ)

(馬出)

石田郷(イシタ)

和名抄、席田郡石田郷、訓伊之多。○今詳ならず、堅粕村などにやあらん、菅家文草に見ゆる「箱崎や千代の松原石たゝみ」云々の句などに想ひ合はすれば、三野(ミノ)城と箱崎の間なれば、石疊の横亘せる地なりしとも推知すべし。○今の堅粕村大字比惠(ヒエ)、犬飼などは那珂郡海部(アマベ)郷住吉島の屬地なりとも云ふ、住吉島は三野城の本據なり。

大國郷(オホクニ)

和名抄、席田郡大國郷、訓於保久爾。○今の席田村即是なるへしと云ふ、延喜式に久爾(クニ)驛あり、大國の略にして、古今著聞集なる筵田驛と云ふも此に外ならず、此地は夷守(ヒナモリ)驛より太宰府に入る間驛にして、馬十疋を置せらるゝは、其相距離の近かりしなれば也。

(久爾)

著聞集云、經信卿(源經信、嘉保元年任帥)太宰府へ下向の時、八月十五夜に筑前國筵田驛に着かれけるに、天晴月明かなるに、館の前に大きなる槻ありけり、枝葉繁くさしおほひて、月を隔てければ、人をめしあつめて、忽ちに其木を切り捨せ、月に向ひてよもすがら詩歌をかきならして、心をすまし、明ぬればたゝれたり、かゝるすき人も今はなき世なりけり。○續風土記云、今は其所知れず、若し今月隈(ツキノクマ)といふ所なるか、大なる槻の木ありしよし、著聞集にしるしぬれば、槻隈とかけりしを、後に誤りて月隈とかくにや、月隈は郡の東山下とあり、此所昔大道ありて宿驛有りしにや。(今席田村大字月隈

(筵田)

(月隈)

は太宰府址の北方二里に當り、[illegible]をおもはる多々良より南へ二里とす、[illegible]にて月隈の西北一里住吉村を其址とす。

金隈(カナノクマ)　今席田村の大字に屬る、月隈の南なり、古の新居(ニヒヰ)郷などの地にや。○人類學會雜志云、席田郡金隈村にて石劒を掘出したることあり、石質堅好にして黑色なり、其半折する者は赤茶色を帶びたり、此村に又古代の甕棺を掘出すこと多し、大凡深さ二三尺口徑一二尺のものとす。

新居郷(ニヒヰ)

和名抄、席田郡新居郷、訓爾比井。○今詳ならず、席田村の南部にて、金隈などにあたる歟。

御笠郡(ミカサ)

明治二十九年廢止して、筑紫郡に入る。粕屋郡の南にして、南北分界の山野を占む、故に其北流する者は博多灣に歸し、南流する者は筑後河に注し。地四通八達の衝に當り、形勢の自ら在るあり、古府實に此に置るも、其得失知るべし。○續風土記云、御笠郡は北は席田に至り、西は那珂郡とす、東は穗波郡に界し、南は筑後肥前の境に接す、古昔府の在りし地にして、異國の藩屏として、九州の政を統べ行ひし國なれば、太宰帥以下の數多の官員しばしば之を代せり、其遺蹟古跡甚多し、其地たる高峯そびえ、平原廣く、民清うして土肥たり、古代の遺風にや、民俗賤しからずといへり。

和名抄、御笠郡美加佐、四郷に分つ、太宰府址に國府此に在り、其遺址は府址に就きて知るべし。神功紀云、皇后自橿日宮、遷于松峽(マツヲ)宮、時飄風忽起、御笠墮風、時人號其處曰御笠也、(御笠森を參考すべし)續紀和銅二年の條には「筑前國御笠郡大領、宗形部堅牛、賜益城連姓」と見ゆ。此郡は筑紫神社ありて、筑紫氏の本據とす、而も

和銅中已に宗形氏を大領とせるは、古姓の踏替せるを見る、其詳筑紫國の項に擧げたり。

肥後國誌續通考、文中元年二月十二日、菊池武敎與貞世戰于筑前三笠郡、大破貞世之師、(菊池傳記)豐西記曰、應安五年、今川貞世與菊池武政戰筑後山崎、日田(ヒダ)上野介詮永、從貞世戰死、花營三代記曰、應安五年二月十日、筑前國宰府落、同十三日肥前國小城郡合戰、御方打勝之由、注進三月四日到來、

「武光以下凶徒等依打出筑前松本城、御敵令合力由、其聞候、彼御敵等揃當候樣、被廻籌策候はゝ、可目出候、恐々謹言

三月三日　義範

阿蘇大宮司殿　應安五年三月六日到來」

大野(オホノ)郡

和名抄、御笠郡大野鄕。○今大野村是なり、御笠川の兩岸に跨り、粕屋席田那珂三郡の間に介在し、南は御笠鄕に接す、雜餉隈(ザフショノクマ)を以て界とす。○續風土記云、御笠森の邊より東南の方、四王寺山の西の麓、又南の方國分(コクブ)の西まて、すべて大野と曰ふ、大野山又大城(オホキ)山と云ふは四王寺山に同じ、即大野城址のある所是なり、其山野は大野村水城(ミヅキ)村及び宇美(粕屋郡)に跨るごとし。筑前名寄云、御笠の森の邊より、東南の方、四王寺山の西のふもと、すべて大野と云ふ、山は其東なり。

おもはぬを思ふと云はば大野なる三笠の杜の神し知らさむ、(萬葉集)大野山きりたち渡る吾歎くおきその風に霧立わたる、(同上)

大野城址(オホノキ)

(山城大)

天智紀云、四年八月、遣百濟達率憶禮福留、達率四比福夫筑紫國、築大野及椽(キ)二城、文武紀云、二年三月、令太宰府、繕治大野基肄(キ)鞠智三城。○大野城は、太宰管內志に此城あるによりて、大城(オホキ)山とも云と說けるに從ふべし、大城山は續風土記に四王院のある所より南の方まて、すべて山の峰を大城山といふ、其頂を鼓の峯といふよし、日本後紀に見えたり云々、此城址は後の岩屋城なるべし、雜餉隈の東、國分の北にして、太宰府址の□也。

大伴坂上郎女、思筑紫大城山歌

今もかも大城の山に霍公鳥鳴きとよむらむ吾なけれども(萬葉集)いちしろくしぐれの雨はふらなくに大城の山は色付にけり、注云、「元謂大城者、在筑前國御笠郡之大野山頂、號曰大城者也」

岩屋(イハヤ)城址

大野山に在り、永祿中高橋三河守鑑種之を與し、其養子鎭種(紹運入道)に傳ふ、天正十四年、薩人攻めて之を陷る、此地蓋大野城の故墟にして、高橋之に就き修造したるならん。○九州軍記云、岩屋城主高橋三河守鑑種は、大友の親族一萬田彈正が弟なり、筑後の高橋長種養て家を繼がしむ、即大友の麾下に屬しけるが、永祿十年、寶滿山に城郭を構へ、毛利元就に心を合せ、九州を亂さんと謀る、大友家より吉岡宗歡、戸次鑑連、臼杵鑑速等發向し、寶滿山の麓に陣を、鑑速勢の引入に附て、難なく岩屋城を攻破る、鑑種も力なく降參しければ、吉弘鎭種を養子とし大友に出勤す、天正十四年、島津勢岩屋に取懸り、鎭種入道紹運切腹し落城と爲る、然れども紹運が實の子立花宗茂をば攻得ずして、軍を退けければ宗茂直に岩屋へ取懸たり、此城には秋月より桑野新右衛門と云侍に人數少々相添て籠置けるが、立花勢白晝に忍入、櫓に火を放ちければ、一支も支へず敗北しける。○豐薩軍記云、天正十四年、島津方は先岩屋を攻落すとて、七月十三日觀世音寺太宰府へ押寄る、肥筑の大名與力して、其勢五萬餘騎、岩屋の麓二三里が間は、尺寸の地も餘さず山野に充滿たり、十四日より仕寄を附、竹束をつき攻近つく、城中にも持口を定め、先虛空藏の[illegible]の方は福田民部、坤の方は屋山中務、南追手は東原中島凡十餘人にて堅め、百貫島より西一方は三原紹心を大將とし、山城戸まて持つけたり、山城戸は弓削了以が持口にて、東松本は伊藤八郎を守將とし、秋月役所まて持つゝく、秋月役所の攻口は高橋越前を大將とし、風呂谷は[illegible]內記、水の手は萱島左京之を守り、二條には萩尾麟可を置かれ、本城甲之丸には高橋主膳兵衛入道紹運、金鐵の兵都合七百六十騎にて楯籠る、十餘日の强戰、持口一所も破られず、島津方より使者を以て申入けるは、此間八箇國の勢を引受持支へらるゝ事、比類なく覺ゆ、此方にも邑城を乘崩せし働、双方勝劣あるへからず、今は和睦致さるべし云々、紹運は答て、豐太閤殿下に對し、大友殿への屆に、當城を枕とし討死仕候はんと申ける、島津方も是上は是非なしとて、翌廿七日、總軍四方同時に攻上る、城兵諸口に討死し、殘る勢は二城へ保みしも又支得ず、寄手は大軍入替々々、野邊[illegible]を越え詰之丸まで切て入る、手[illegible]に近き家の子郎等、聊變する心なく、皆身命を捨にけり、紹運今年三十九歲、岩屋の苔の露消て空しく成りぬ、大將の首は實檢すみて、二日市の山に葬らる、其後紹運の軀をば、立花宗茂岩屋の本城に葬られ、今に至て岩屋二日市の南山相望めり、首塚胴塚とて二墳纍々として、年々春の草生して哀れなり。○筑前舊志略云、二日市の艮、般若寺岡の圃中に紹雲首塚あり、又四王寺山の西南の一峰に胴塚あり、石碑は高橋主膳正種周(筑後三池邑主)の建てられし者にて、熊本の藪孤山の撰文なり、寬政六年の建造とす。

四王(シワウ)院址

(蜂鋭)

又四王寺と云ふ、或は大野山寺、又大山寺とも稱す、寶龜五年の敕建に係れり。○續風土記云、四王寺其創建を知らず、日本後紀「延曆二十年正月、留停太宰府大野山寺、四天王像及堂舍法物、並遷便近寺」とありて、その後大同二年「太宰府大野城鼓峰(ツツミノミネ)に、堂宇を建立し、四天王の像を安置して、僧四人をして法の如く修

行せしむ、これも勅旨により遂に停止し、其像及び法物等筑前國金光明寺にうつし置きぬ、その金堂等今猶存せり、像を移してより此かた疫病大に甚し、依して本所に還し奉らんと請ふ、勅して是を許さる」と載す、又弘仁二年、太宰府言、四王寺におきて釋迦佛の像を作らるとあり、文德實錄「仁壽三年三月、太宰府於觀音寺講師兩寺、並四王院、春秋[illegible]、管内國分寺、講大般若經」、三代實錄「貞觀八年、神祇官言、肥後國阿蘇大神懷蔵怒氣、由是可發疫癘、鄰國兇兵、仍國司潔齋、至誠奉幣、太宰府司、於城山四王院、轉讀金剛般若經三千卷般若心經三萬卷、以奉謝神心、消伏兵疫」、この城山と云は大城山に外ならず、此寺いつの世より斷絶せしにや、今は礎所々に殘れり、絶頂にわつかに草庵を置き、猶四王院と云ふ、岩屋城跡の北五町許に、四王寺の蹟と云地あり、又原山と云は石踏川の北なる山を指す、其麓にも[illegible]寺廢址あり、是は四王院の別所なりしとぞ。○類聚三代格云、應奉造四王寺塑像四軀事、各高六尺(中略)如聞新羅凶醜、不顧恩義、早懷毒心、常爲呪咀、宜令太宰府、直新羅國高顯淨地、奉造件像、攘却其災云々、寶龜五年三月、

(四王寺山)

老ぬれどとしはかくしてありぬべし四王寺山の人に見ゆれば(檜垣嫗家集)

筑前國志畧云、大山寺は西の山辺に東面に見ゆ、疑らくは大野山寺のことならん、後拾遺集に、元慶法師筑紫の大山寺といふ所に、歌合し侍るによめる、

我宿の垣ねなすぎそほとゝぎす何の里も同じ卯の花。

雜餉隈(ザフシヨノクマ)

今大野村に屬す、往還の驛にして、博多の南四里餘、御笠川の西畔に在り。○續風土記云、雜餉隈は御笠森の西にして、此村を府へ詣る者の足を休むる所なり、昔より茶屋を商ふ店あれば、雜餉隈と名付けるにや、又昔太宰府官人の雜掌居たりし所なるか、いぶかし、町の北のはしに、西へ行道あり、是より春日原通りて、福岡城下の藥院口に行く、其路近し。

御笠社(ミカサノモリ)

續風土記云、山田(今大野村)の境内にて、雜餉隈の東北にあたり、大道より二町程へだてたり、此森昔大木多く有て茂れる林なりしが、今はむかしの森のしるしとて、楠二株殘れり、神功皇后羽白熊鷲を討んとて、橿日の宮より松峽(マツヲ)の安に移玉ふ道にて、御笠を旋風のために吹落され玉ひ、此森にかゝりけるゆゑ、御笠の森と名つくと云ふ、昔は此森の下に社ありしとぞ。

大野なる御笠の森のゆふだすきかけてもしるし袖の時雨は、(新千載集)

五領社(ゴリヤウ)

筑前國志畧云、大野郷中村の五領と字する地に、寶滿宮あり、寶滿神は此より所々に分祀す、即竈山神に同し、天正十七年八月錄せる社記あり、其說に此社は玉依姫命の山陵なり、故に地名をも御陵と云ふ、昔は今御陵の松と云得ふる樹の東の傍に有きと云ふ、享和二年、今の社の南の山中より、古鏡及び太刀を堀出せり、是等を以て考ふれば、いつれ昔由緒有りし所なるべけれども、社記の外に山陵といへる事は確證とすべき物なし、玉依姫の山陵未た在る所をきかざれば、猶考ふべき事にこそ。(諸州の例、ゴリヨと云ふは多く御靈社にて山陵をゴリヨと呼べる例なし)

水城(ミヅキ)

今村名と爲る、大字にも存す、古府鎭の墟にして、大野村の南、御笠川の兩岸に跨り、四王寺山其東北に聳ゆ。水城址は大字水城に在り、府鎭址は其東南觀世音寺に近し。

水城址(ミヅキ)

天智紀云、三年、於對馬島壹岐島筑紫國等、置防與烽、又於筑紫、築大堤、貯水、名曰水城。續紀云、天平神護元年、太宰少貳采女朝臣淨庭、爲修理水城、專知官。○續風土記、水城跡、今東の堤百五十六間、西の堤三百廿三間、東の間絶えて、堤なき處一町斗、堤高さ五間、根廣廿七間、何れの時にや有けん、堤の内は田となりて、水をたくはへず、東西の間切なき所より、北の方に流る、誠に世に類ひ少き大堤なるべし、其東の大堤の筋に、門跡にや大なる礎石殘れり、水城の關といへるも此所なるべし、「岩かきの水城の關にむれ向ふ中の心もしらぬもろ人、大貳高遠」詞書に「此うたはつくしへまかりける時府に入る日、水城の關に小貳府官など集り來りけるに、よめりし」と有りて、夫木集に載す。

萬葉集云、太宰帥大伴卿被兼大納言向京上道、此日馬駐水城、顧望府家、于時送卿府吏之中、有遊行女婦、其字兒島也、於是娘子傷此易別、嘆彼難會、拭涕自吟振袖之歌、倭和歌、

丈夫と念へる吾や水莖の水城の上に涕拭はむ。

太宰管内志云、水城は天智紀と同へし、今水城村にあり、元祿の比此邊の田を穿て大木二つを掘り出せりと、是は堤を築初められし時の基本にもや有むといふ。○按に、平家物語太宰府落の條に曰く「主上は腰輿に召れけり、國母を初めまゐらせて、やんごとなき女房達は、袴の裾を高くとり、大臣殿以下月卿雲客は、指貫のそばを高く挾て、歩跣にて水城の戶を出て我先にと、箱崎の濱へぞこそ落給へし」云々、八幡本紀に「文永十一年十月廿日、蒙古の賊船數萬人當國の海邊に襲來せり、筑紫の官兵等是を禦ぎしが、今津、生松原等の手より軍敗れ、少貳大友を始め諸手一同に敗北して、東をさして引ける時、誰云となく水城の要害を固め、役所にてさゝへんと云ふ程こそあれ、我も我もとひた引に引きければ、賊兵勢に乘り、博多を初め在々所々に火を掛け、鼓を打鉦を叩き、ときめき叫て追掛ける」云々と載せたり、八幡愚童記云「水木の城と申は、前は深田にて路一つあり、後は原野廣く續きて、水木多く嶮なり、馬蹄の場よく、兵糧潤澤にあり、左右山の間三十餘町を透して、高くきびしく築立、城戶口には磐石の門を建たり、北は礎石計りに殘にけり、

南は山近くして藍染川流れたり、北は山の腰をば深く廣く堀り、二三里剗れり、實に壯々しき城なれども、已に博多の前濱古に奪はれて、一日の軍に堪かねて、此に落來る事をいかゞせん、然るに神風ありて、一夜に敵軍悉く死し、志賀島に逃おくれたる兵船一隻漂ひ居たるに、官軍押寄高名にして、此侍共百二十人、水城の岸の前に引ならべて、悉く斬たりけり」と云たり。(歴代鎭西志本に「北は山の腰」を「右の山腰」、又「此山の腰」に作る、二三里廻れりの下に「昔神功皇后土與國大人を棄給ふとて、一夜の中に誘へ給ふ城なれば、神力の致す所凡夫の爲さは見えざりけり」とつゞけたり、又一本には「是古への御代々々異賊を禦かんために帥の大將をおかれたる大城郭なりけり」云々)

國分寺址

今水城村大字國分に在り、筑前國分寺の事は、延喜式、國分寺料三萬二千餘束を載せ、日本後紀に、大野山寺の佛像を一時此金光明寺に移したる事見ゆ、後世絶滅す。○續風土記云、國分寺址は國分村に有り、講堂大塔の跡とて大なる礎尙殘れり、いつの時より廢絶せしにや、藥師森とて林あり、其中に小き藥師堂あり、其前にも礎のこれり、又國分尼寺址も同村にあり、國分寺のあとより西の方一町許。

太宰府址

今水城村大字國分の東、觀世音寺の西南に在り、御笠東鄕の府中と稱したる地なり、府址圖は長崎紀行(赤水)に、政廳等に見ゆれど太略也。近年府址に一碑を建てたり、中に云「筑紫之爲國也、其距帝都不爲不遠、況新羅高麗百濟等之朝貢於我者、皆湊於此、故太宰帥古以□王任之、其爲重鎭可知矣、國朝置府、蓋在上古、而太宰之名、始見于推古紀、天武朝、曰都督府、聖武朝曰鎭西府、淸和朝曰外朝、皆謂太宰府也」云々。(鎭西行宮址、并に鴻臚を參考すべし)續風土記云、太宰府の故址のある所をば、今も御笠の里と云ふ、此里貞享年中かさねて觀世音寺を再興せし時、今く舊府の礎の石を取用ひたり、凡府の官舍は、安德天皇つくしに蒙塵ありし時までは、なほ有りけるにや、平家物語にも「壽永二年八月十七日、平家は筑前國御笠郡太宰府に着、同十八日平家安樂寺に參る」とあり、太宰府のありし所は、今も舊跡を傳へて、安樂寺天神宮(今太宰府村)と異なり、天神宮は府址の東なり。○(筑紫紀行云、觀世音寺の西南にあたり、太宰府の舊跡とて、築山といふ所に、今も猶大きなる礎多く殘れりとぞ、また都府樓址はかの築山の北の方にならびて、東西十間南北六間にして、是も甚大なる礎ありて、礎の上に柱のありし跡は、いづれも丸くして高く、丸の徑二尺五寸ありとぞ、又樓の古瓦今も田畠中にあまたあれど、皆粉碎して完全きは絶てなしと云へり、又此邊の田畠の字を内裏跡、紫宸殿などいふといへり、其は安德天皇しばらく此所に宸居をとゞめ給ひしによりての名なりとか、(此に内裏跡云々とあるは誤なりけり)○太宰府は西海の總督にして、西都の稱あり、博多津を門戶とし、御笠大野の諸城を置き之を保護す、筑紫國造の總督の初め、武内宿禰の筑紫鎭撫に起因し、後筑紫國造其任へ、任那府亡ふるに及び、專ら筑紫に在の大官を以て西方の事に當らしめらる、御笠郡□□の□なり。(武内宿禰の事は應神紀に見ゆ)和名抄、太宰府於保美古止毛知乃司と訓じ、交替實錄曰「夫太宰府者、西極之大壤、中國之領袖也、東以長門爲關、西以新羅爲拒、加以九國二島郡司□連、自古于今、以爲重鎭、夫軍事必賞罰、移政古今、因茲古記、大唐高麗、新羅百濟任那等、悉於此府、乃付入朝、或納貢獻之事、或懷歸化之心、可謂諸蕃之輻湊、中外之關門、因茲有帥帥貳、于其寄豈輕」云々と述ぶ、(天武紀に、稱して「筑紫國者、元戍邊賊之難也、其城壘深湟、臨海守者、豈爲内賊耶」とある、又參考すべし)三代實錄、貞觀十一年の條に「鴻臚館并津厨等、雜居別處、無備禦寇」また「大鳥集太宰府廳、并門樓兵庫上」また「堺界海道門壹二疑、請□統領一人、選士四十人於鴻臚館」など見ゆ、館は博多に在り、府は御笠の郡城を指すならん、門樓兵庫は府内にして其門樓は謂ゆる都府樓是なり。天慶四年、伊豫の海賊藤原純友博多の石壁を破り、太宰府へ亂入し、財物を掠て府廳を燒きたる由、扶桑略記、十訓抄、古事談等に見ゆ、府の壯觀是より衰したり。又其府中の經營は、郭を定め條坊を區畫して、町々を置かれしと想はる、其條制は略假し難しと雖、大略京都の形を模したるにや、其證は宇佐大鏡云

（都府樓址）

「府中字佐町、四至、東限京極路、南限田、西限馬出子午路、北限馬場、在家二十八字、久安四年、高□院御使、監司□□等、宮使相共實檢定之、下文云、字佐町在郭七條二坊、右件地、元者是典代大中臣有助所領也、以永保二年、所沽却大宮司公則也、」

などあるにて、之を知るべし。○令義解云、太宰府、帶筑前國、主神一人、掌諸祭祠事、帥一人、掌祠社戶口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧孝義、田宅良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士器仗、鼓吹郵驛、傳馬、烽候城牧、過所、公私馬牛、闌遺雜物、及寺僧尼名籍、蕃客歸化饗讌事、大貳一人、掌同大貳、少貳二人掌同大貳、大監二人掌□□云々、延喜式云、太宰府行程、上二十七日、下十四日、海路三十日、○國郡沿革考云、太宰府は御笠郡御笠郷に在り、西海道を總管す、其創置の事實は詳ならず、大伴金村其子磐及び狹手彥を遣して筑紫を鎭せしむ、是其總督の基なるべし。

宣化天皇二年天皇以新羅寇於任那、詔大伴金村大連、遣其子磐與狹手彥、以助任那、是時磐留筑紫、執其國政、以備三韓。崇峻天皇四年差紀男麻呂、巨勢臣比良夫、大伴嚙連、葛城烏奈良臣爲大將軍、率氏々臣連爲裨將、

將軍領二萬餘軍、出屯筑紫。五年十一月、遣郡使於筑紫都督府曰、使送內臣德等外事。

推古天皇の時、筑紫大宰の稱あり、

推古天皇十七年夏四月筑紫大宰奏上言、百濟僧道欣惠彌爲首十一人、俗人七十五人、泊于肥後國葦北津。

大宰府の名稱は天智天皇の時なる可し、

齊明天皇六年十二月天皇幸于難波宮、天皇方隨福信所乞之意、思幸筑紫將遣救軍、而初幸斯、備諸軍器、欲復百濟將信新羅、乃幸駿河國造舶。七年春正月、御船西征、三月御船還至于娜大津、居於磐瀨行宮、五月天皇遷居於朝倉橘廣庭宮、秋七月天皇崩于朝倉宮、是太子素服稱制、備于太長之軍政。　天智天皇三年、於筑紫國大堤貯水、名曰水城、四年秋八月、筑紫國築大野及椽二城。六年十一月、百濟鎮將劉仁願、遣熊津都督府熊山縣令司馬法聰等、送大山下境部連石積等、筑紫都督府、十年十一月、對馬國司、遣使於筑紫太宰府言云々。(按に太宰府を御す前に定置するは此百濟を救ふ役の後なる可し、其前城及び大野等二城を築く、皆太宰府の備衞をなすなり、又持統天皇五年正月、「賜日直大貳筑紫史益、拜筑紫太宰府典以來、於今二十九年」云々とあり、二十九年前は天智天皇二年癸亥なり、以て府の創置、及び官吏を任ぜる年を推測るべきなり)

聖武天皇天平十四年正月、太宰府を廢し、十二月鎭(チン)西(ゼイ)府を置き、將軍副將軍等の官を定む、十七年六月、太宰府を復す、

天平十四年春正月、廢太宰府、以官物、付筑前國司、十二月始置筑紫鎭西府、以從四位下石川朝臣加美爲將軍、十七年六月、復置太宰府、以石川朝臣加美爲大貳。

(鎭西府址)

光仁天皇寶龜三年十二月、筑前國官員を撤て太宰府に併す、平城天皇大同三年五月、太宰府管典を省き、復筑前守介を置く、

寶龜二年十二月、罷筑前國官員、隸太宰府。　類聚三代格曰、大同三年五月太政官符曰、省太宰府管典各二員、置筑前國司事、右□按□條、大宰府管筑前國、自寶龜以來、其員被省、至延曆十六年、又復國府云々。

後宇多天皇弘安四年、蒙古入寇の後、北條時宗族人爲時を遣て博多に鎭せしめ、鎭西探題と稱す、是より後太宰府遂に廢す。

鎭西要略云、弘安五年、北條遠江守爲時、爲異賊之武備、下向鎭筑前博多。

○又按に、太宰府は貞觀中新羅賊船の警ありしより、其兵備の俄に修復し、天慶中純友の亂、累代の官舍焚毀せらる、府政是より衰ふ。寬仁中、刀伊の寇あり、帥藤原隆家、大藏大監種材等之を擊破して功あり、其子孫土着して西海の武族と爲る、菊池原田の諸家是なり、松浦黨は蓋亦俘囚の裔とす。壽永二年、平宗盛等安德帝を奉し太宰府に至るや、菊池原田等之に應せしも、豐後の大神氏源氏に通し兵を率く、宗盛之を見て太宰府を去る、菊池原田皆降す、松浦黨幷に山鹿氏皆平家に屬し、以て其滅亡に至る。平氏已に滅す、源賴朝吏を差遣して亂後の治方を施さしめ、文治二年特に鎭西奉行を置き、天野遠景を以て之に充つ、建久七年、武藤資賴之に代る。資賴筑後守に任し、太宰少貳に補せられ、貞永元年奉行職を子左衞門尉資能に讓る、是より府務は少貳氏の常任に歸し、古制亡ぶ。(東福寺文書、元使趙良弼上表、)

大蒙古國皇帝、差來國信使趙良弼、欲奉皇帝聖旨、奉使日本國書朝、於九月十九日、到太宰府、有守護所少貳殿、阻兩不肯到京、又十餘遍要索國書、欲差人特上國王幷大將軍處、云々、

東鑑、文治二年六月賴朝の奏狀に、畿內近國西國卅七箇國は院宣を下され、非道を糺斷せられ、武士の濫行を停止せしめらるべしと奏し、「但鎭西九箇國者、師中納言殿(經房)御沙汰也」とありて、卅七國に外としたり、又太宰府官の事も文治年中には專是れを管せず、(此經房以後、帥の下向親政なきに似たり)

少貳氏仍て內山(ウチヤマ)に據り、之に因り、鎭西府の命を承け、大友島津の二氏と共同して、西海の事を視る、蒙古來寇以後は、鎭府別に探題職を置き、海防を經營せしむ、元弘の亂に府の諸氏蜂起して探題を攻め、遂に之を博多の館に殲殺す。建武三年、足利尊氏謀叛、太宰府に至り、軍興を唱集す、九州の諸族、向背二黨と爲る、爾後數十年の爭端、實に之に因る。菊池氏の援ふや、征西將軍を奉し太宰府に館し、九州に號令す、今川貞世菊池氏を擊ち、之を逐ふて府に入る、應永中貞世東歸し、少貳氏又衰へ、府治全く廢滅して、永く寒邑と爲る、唯天滿天神廟の在るありて、其遺名を傳ふるに過ぎず。

地志提要云、天野遠景の鎭西奉行たるや、太宰府に鎭す、建久七年、武藤資賴之に代り、太宰少貳に任し、子孫職を襲ぎ少貳を以て氏とし、內山(ウチヤマ)城に居り、本州及び豐前肥前壹岐對馬の事を管す、弘安四年、蒙古大擧して入寇す、既にして颶風大に作り、悉く蒙古の艦船を覆沒す、五年、北條時宗同族爲時を以て鎭西探題となし、博多に鎭す、建武中興、少貳貞經、大友貞宗二氏と共に探題北條英時を滅す、貞經因て守護に補す、足利尊氏の反する貞經首として之に應じ、菊池武敏と戰て敗死す、既にして尊氏東歸し、九州擾亂す、尊氏貞經の子賴尙を以て守護に補し、一色範氏を留て九州を鎭せしめ、又一色直行、仁木義長、高橋某等を以て筑前三郡を職とし、筑の前後州に居て、賴尙と九州の事を協議せしむ、正平九年、賴尙足利直冬に應して歸順す、菊池武光々共に一氏を攻め之を逐ふ、既にして賴尙叛く、十四年、武光之を討して筑後川に戰ひ、大

に之を破る、十六年、賴尙終に斥て宗像大宮司氏重に依る、武光太宰府に入り、征西將軍を奉して博多に鎭す、明年、足利義詮其將斯波氏經を以て探題となし、西侵して豐後に入る、武光擊て之を却く、建德二年、足利義滿其將今川貞世を以て探題となし、菊池氏を擊つ、九州大姓多く之に應す、文中元年、武光太宰府を棄て肥後に歸る、貞世因て府に入り、賴尙の子冬資舊封を復す、尋て貞世に殺され弟賴泰代り立つ、應永の初貞世東歸し、澁川滿賴代て探題となり、徙て肥前の綾部城に治す、永享三年、滿賴の孫滿貞復叛し、大内持世と戰て敗死し、二子嘉賴教賴對馬に奔る、文明元年、教賴の子政資太宰府に入り、大内氏の戍兵を逐ひ故地を復す、明應中、大内義興政資を攻め之を殺し、全州を併す、天文の末大内氏亡び、毛利元就大友氏と本州を爭ひ、兵連て解けず、時に筑紫氏は勝尾城、(御笠郡)原田氏は高祖城、(怡土郡)秋月氏は秋月城、(夜須郡)宗像大宮司は宗像郡に據り、各統屬せず、後大友氏擊て之を降し、或は之を滅して遂に全州を併せ、立花宗茂を立花城(糟屋郡)に置き之を鎭せしむ、天正十四年、島津氏九州を吞幷するに及び、立花城獨り降らず、云云。

史徵墨寶考證云、征西將軍懷良親王は、正平三年正月に肥後の宇土津より菊池郡に駐營せらる、此時已に成人して政事を親斷せらると阿蘇文書に見ゆ、是より菊池に在ること十餘年、因て肥後宮と稱せり、尊氏直冬不和を生じ、直冬九州に逃來り、武家方兩營を分ち、七年に直冬降參して、征西府の勢大に振ひ、太宰府を取り此に駐營あること十餘年なりしに、今川了俊探題となりて軍略を展べ、文中三年に親王筑後高良山に退き、高良山陷りて菊池に退きたまふ。續風土記云、今川入道了俊應安五年筑紫の探題として下さる、此人才識有て武事をも練達し、在國廿五年なりしとかや、此時朝鮮の鄭夢周來り了俊に太宰府にて謁見しける由聞ゆ、然ば了俊は宰府に住せられしにや、鄭夢周が了俊に謁見せしを、朝鮮の書に倭王に見えしよし記せり、了俊を日本の王と思ひしにやあらん。○海東諸國記云、小二殿居宰府、或稱大都督府西北去博多三里、民居二千二百餘戶、正兵五百餘、源氏世主之、稱筑豐肥三州總大守、太宰府都督司馬少卿、號小二殿、至滿貞、今天皇嘉吉元年辛酉、大臣赤松作亂、國王發兵誅之、小二殿不至、國王命大内殿討之、小二殿兵敗、奔肥前州、平戶源義所居、尋投對馬島、居美女浦、對馬島亦其所管、大内殿遂有小二所管筑前州博多宰府等地。

追和、太宰之時梅花歌　前帥　家持

御苑ふの百木の梅のちる花の天に飛び上り雪と降りけむ、(萬葉)

不出門　菅原　道眞

一從謫落在柴荊、萬死兢々跼蹐情、都府樓纔看瓦色、觀音寺只聽鐘聲、中懷好逐孤雲去、外物相逢滿月迎、此地雖身無檢繫、何爲寸步出門行、(菅家文草)

太宰府址碑記　竹田　定直

上古以太宰府、以爲西方重鎭、而筑紫太宰府、始見推古帝紀、天智帝時、稱都督府、聖武帝時、稱鎭西府、淸和帝時、置兵外寇、其盛可知也、及延喜中、菅公謫爲府權帥、其不出門詩、有都府樓纔看瓦色之句、而樓之建、不詳其歲月、抑傳安德帝西狩駐蹕、當時尙存舊制云、自鎌倉府以武藤資賴爲太宰大貳、子孫世官、府政大變、下至足利氏之衰、府遂亦廢矣、今壞間礎石、存二百有三、而其曹局所在、不可復辨、但大門都府樓、其遺可驗也、傍近又有礎石百三十有三、傳爲觀世音寺址、其實不可考焉、學業院及水城、皆爲府設者、亦復湮圮、將傳信知其處耳、郡奉行矢野明德奉命、樹碑于樓址、將傳古蹟于無窮、屬余記其由、若夫府國政績之懿、國史之文具矣、故不復述焉、銘曰、鼓嶺之麓、思川之濱、府樓灰滅、殘礎星陣、歲月悠邈、陵谷變遷、菅公之詠、萬古燦焉、

寺西明府所藏、都府樓瓦詩、　淡窓

笙圖東去荒平蕪、煙草離迷雉相呼、都府樓空餘基礎、縱橫猶似八陣圖、行人過此訪陳迹、有時拾得殘瓦碧、其質堅厚其色潤、印之綉蘚頑金石、寺西明府淸白人、好棄寶玉如埃塵、獨愛斯物欣然得、十襲不啻連城珍、憶昔曾開都督府、九州二島屬安撫、西通禹域修禮文、北制離林振威武、府北有樓百尺高、群公退食此游敖、君家近接天山雪、雖意迷臨玄海濤、知君玩物有深意、何管一瓦弔古淚、陵谷變遷本無常、天日昭々豈不墜、郡縣新移封建廢、州府猶章與時行、豈圖參等共殿國、不比槃匜關鎬京、一物頁關觀古制、轉見皇基永不替、滴弊前期亡國遺、何如片瓦傳千世、

太宰府路上、望天拜山、　鐵兜

某表千年老鶴悲、神仙消息有誰知、行人無限寄淵思、古木寒山丞相祠、

往來人賽菅公祠、大樹雲中颺彩旗、夜月于今照愁思、梅花依舊顯心池、戒壇院古佛無靈、都府樓空鳥自悲、昨日繁華純如夢、平田十里草離々、　失名

觀音寺今一野寺耳、當與宰府爲唇齒乎、菅公詩所謂鐘聲、今猶絕無餘響、佛堂中僅六石臥、重數百千斤、非人力之所容易搬轉、名之曰鬼石焉、然其實經營宰府時、康士作瓦磚瓦云、又至都府樓、山擁東北、西南平野、滑礎數十基、羅列門闕、礎大方二三尺許、石質美、當田間爲妨可移者甚多、此特存其大者也、想古無依國、以九州力致之一府、故其壯巨如是、而寮樹門應、與此稱、則不亦壯偉崇嚴乎、間田畦溝渠、往々出古瓦甎類、有鐫天平寶字々者、予欲必得之、草間水底、以杖擿爽、其已破裂、五六十許、大者甚多、忽遇陂塘崩裂處、表瓦起頭、

(清水寺)

地中[illegible]七八十間、溝[illegible]有八字[illegible]、凸之一平字、是良天平寶字之文、兩失上下、予獲[illegible]寶、[illegible]中、自[illegible]所。

（有方録）

觀世音寺（クワンゼオン）

今水城村に屬し、府址の東二町に在り、（天滿宮の西五六町）此寺は西海道[illegible]の戒壇にして、九州第一の寶寺たりしが、中世荒廢し、元祿中僅に小宇を興し、其[illegible]を傳ふるのみ、清水山普門院と號し、古佛像數軀を安置す、寺背の[illegible]山王社の所は、天正十五年豐太閤の行營址なりとぞ（俗稱觀音寺）

續紀云、和銅二年[illegible]曰、筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇（天智天皇）奉爲後岡本宮御宇（齊明）天皇誓願所基也、雖累年代迄、今未了、宜大宰商量、充駈使丁五十許人、及逐閑月、差發人夫、專加檢校、早令營作、養老七年、滿誓[illegible]、遣造觀世音寺、天平十七年、配僧玄昉於筑紫、令造觀世音寺、天平寶字元年、[illegible]田地、筑紫觀世音寺五百町、天平寶字五年、[illegible]觀世音寺。〇[illegible]云、凡太宰府觀世音寺[illegible]者、預知管内諸國講讀師[illegible]之政、（按に續紀一大寶元年、觀世音寺、筑紫尼寺[illegible]五戸、並停止之」云々、こゝ尼寺今詳ならず）

續風土記云、[illegible]小島と云に大直[illegible]の上に清水（きよみづ）の寺の觀世音に詣でゝ書けり、今も此寺[illegible]の中に、清水の涌出る所あり、此故に清水と號けるにや、[illegible]を考ふるに觀世音寺、[illegible]料二萬束、筑前國[illegible]之内、さ有、二萬束、現米千石なり、かくて[illegible]の後四百年を經て、康平七年五月、[illegible]日に火有て、[illegible]十二間の僧坊、八十四間の廻廊、[illegible]只下、一宇も殘らず燒失せり、此時[illegible]に當りしが、再興を志し治曆元年八月柱立、同二年十一月成就す、（扶桑略記、治曆二年、[illegible]、[illegible]西大寺[illegible]音寺、[illegible]五間四面、講堂一宇、[illegible]金色丈六觀世音像一躰、又同丈六[illegible]一躰、此一躰者[illegible]、遂現[illegible]之相、殊加[illegible]、如[illegible]安置）然れども昔の十分一にも及はず、其後又[illegible]しにや、文明二年、宗祇法師此寺に下りし時も「[illegible]皆跡もなく、石のみぞむかしのかたみとは見え侍る、觀音の御堂今に殘せる事なし、又戒[illegible]院形の如くあり、[illegible]絶して後なる坊に立寄、當寺は南都東大寺の末寺なり」と書く、又弘法大師歸朝の時、しばらく此所に居住せられしとかや、行化記曰「府牒觀世音寺三綱、入唐[illegible]、右件[illegible]、[illegible]大道、[illegible]往[illegible]歸、[illegible]寺、宜[illegible]入京之日、准[illegible]例、[illegible]、件[illegible]、故牒、大同二年四月二十九日、云々、中世此觀音堂、横十四間長十八間ありしが、寛永七年[illegible]の時[illegible]せり、其後は西の方に假堂ありて、古き佛像[illegible]せるをば、其[illegible]に[illegible]しが、元祿元年に今の堂を[illegible]立せり、其佛像は昔より在し古佛なり、されども[illegible]かりしを、京都の佛師中田[illegible]を招き下し、修造せしむ、佛堂はむかしの大[illegible]に比ぶべうもなけれども、[illegible]せり、[illegible]吉九州征伐の時、當寺の別當、田[illegible]人にて世[illegible]を知らずして、秀吉の御出の時、車に乘て出、[illegible]なりしかば、秀吉是を怒り、寺領を沒收せらる、黒田長政入國の後も、寺領を此寺に[illegible]附し給はず、又云、[illegible]寶年中に太宰大貳[illegible]、[illegible]此寺の西のはしに安置しけり、今に其佛あり、又昔年[illegible]に[illegible]せし時の[illegible]今は三つ殘れり、其[illegible]に「觀世音寺、日吉御[illegible]、龍王[illegible]内、寛永十年癸未[illegible]月廿七日、觀世音寺[illegible]當、一[illegible]、又寺の[illegible]に有し鐘、近世安[illegible]寺の[illegible]れば、いまに役所にありて、此寺になし、菅公の詩に「唯聞鐘聲」と作らせ玉ひしも、此かねの事なるべし。〇[illegible]、少貳[illegible]、觀世音寺の北の山中、安養[illegible]にあり、古き石塔なり、[illegible]、文字は漫滅して見えず、此人生前に此地に安養[illegible]せり、依て法名を安養院殿覺佛[illegible]定門と號す、鎌倉より下されし少貳氏の始[illegible]なり、是より先に、[illegible]にて[illegible]院以下四刹を建立す、其[illegible]に[illegible]たる由、[illegible]西要略に見えたり、今其所しれず、

釋書云、[illegible]年十九、於太宰府觀世音寺、受具戒、後入宋、[illegible]之下天竺、[illegible]律師[illegible]、入[illegible]、顯賛上曰、

[illegible]首天人大導師、[illegible]東太宰府、秋中片月[illegible]所、
雪後[illegible]宇、[illegible]一萬里[illegible]、[illegible]七十州[illegible]、
斯何人也斯何人、日本傳菜律一祖[illegible]、

觀音寺　　柴　秋村

[illegible]平田[illegible]、[illegible]松[illegible]日觀音寺、
只[illegible]時、

戒壇院（カイダン）

[illegible]土記云、戒壇院は觀世音寺の境内にて、本寺四十九院の一なり、天平[illegible]年、[illegible]此所にて受戒を行ひ初めしとかや、[illegible]に、昔日本に壇を築き戒を受くる處三つあり、筑前の觀世音寺は西人に便りすとあり、[illegible]此寺は日本三所の受戒の一にて、[illegible]に名高き[illegible]なり、近世本寺[illegible]の後は、平[illegible]一宇有て、昔の本尊[illegible]は其まゝ有しを、[illegible]九年[illegible]寺の[illegible]て、其邊に住す、[illegible]めて貧しかりしが、[illegible]方を[illegible]し、京都[illegible]中因[illegible]を招きて、本尊を修補し、戒[illegible]を[illegible]間に建立す、其後[illegible]六年[illegible]來住す、是より泉州大鳥山[illegible]寺の所屬と爲る。〇按に、東[illegible]傳に、淨[illegible]法[illegible]（[illegible]）字は法忍、入宋して顯孝寺に赴き、律學を受け、皇帝に謁す、奏對詳明なり、[illegible]律法師の號を賜ふ、歸るに及びて[illegible]に[illegible]して戒[illegible]寺と云ふ、是より東方の律學復び振る、天福の初め[illegible]中[illegible]に[illegible]、[illegible]太宰府に[illegible]て律院を造る、[illegible]して西林寺と曰ふ、此[illegible]寺は[illegible]院の[illegible]にありしにや、今詳ならず。

學業院址（ガクゲフヰン）　觀世音寺の西に在り、續風土記云、學業院は律典の所なり、神護景雲三年「太宰府言、此府人物殷繁、天下一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史、伏乞列代諸史、各一部寫」と有ければ、三史並國史書籍各一部を賜りし由、續紀に見えたり、世亂れてより以來、學業院絶え、學舍も失せ、學人の散ずたれて、文書もなくなり、今は唯其跡のみ殘りて、農夫の宅となれり、誠になげかはしき事にぞ侍る。○教育史料云、觀世音寺村の西方の端に、學業院の址あり、方十五間計の地にて、村民はがつこやうと稱す、江家次第曰「吉備大臣入唐、持歸文宣王之像來朝、安置太宰府學業院、大臣又命有道當師、令圖後衣、置大學寮」吉備公は天平勝寶六年に太宰大貳に任せらる、然れば此時創立し給ひしや、延喜式には、太宰府には先聖先師閔子騫三座を祭るを見えたり、卽此所にて祭りけるならんと、寛文五年の頃、那珂郡に學業村あり、今其村名亡て、同郡某村の支邑にがきゞやう有、是學業の轉訛にして、古時學業院の資用に充られし地なるべし、文政中、博多の商臭村保全、其故址に學舍を營み、學校を置かんと志を發し、成らずして死す、近年天滿宮神庫の書籍器物の中に、三幅像の畫人を發見す、相傳ふ是吉備公時來孔子顏回閔損也と、今孔子を謂くは、其冕冠衮衣、嘉定也、是王者の服にして、魯の大夫たりし孔子の衣冠に非ず、今此神庫所藏を見るに、實に古色掬すへし、其冠衣は異色なければ、皮弁又冠を辨別するを得ざれども、決して王には非ず、卽孔宣父と稱せし時の像にて、神護景雲二年「崇孔子、用文宣王謚」の我有しに先なる物にて、千餘年前の製たると知るべし。

苅萱關址（カルカヤノセキ）　今水城村の南、大字通古賀（トホノコガ）に在り、舊太宰府の南門にして、府の一衞所なりけん、其建置の事は史書に明記なしと雖、新古今集、昔家の歌あり、

かるかやの關守にのみ見えつるは人も許さぬ道邊なりけり。

續風土記云、苅萱關、永享十年、宮崎播田佐吉三社の燈油を調ふる爲めに、此關守ありしことの文書、猶箱崎神職の家に持傳へ侍りぬ、宗祇が筑紫の紀行にも「かる萱の關にかゝるほどに、關守立出て我行末をあやし氣に見るも、恐ろし」とかけり、宗祇は文明二年に筑紫に下れり、此時まで尙此關有けるなるべし。○筑紫紀行云、苅萱の古跡は通古賀（トホノコガ）村（今按、古賀は古言空閑の義にて、昔は荒野なりしを知る）といふ所の、道の傍の田の中にありとぞ、むかし齊明天皇、行宮を朝倉山に建させ給ひし時、關を苅萱の里にすゑさせ給ひしといひ傳ふ、又世俗いひ傳へて、むかし筑前國苅萱の何某、高野山に入て僧となりしなどいふ苅萱のなにがしも、此苅萱の里の人なりしなるべし。

（通古賀）

白川（シラ）　二日市の方より流れ、通古賀にて染川と合同し、御笠川と稱る者是なり。續風土記云、白川は榎寺天神旅所の西南に在り、後撰集「筑紫の白川といふ所に住侍るに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべんとてうちよりてこひ侍りければ、水をもていでゝよみ侍りける、としふれば我黑髪は白川のみつわくむまで老にけるかな、檜垣嫗」、又大和物語に、純友がうつての使に大貳小野好古下りて、檜垣のおうなが家のありしわたりを尋、いみじうあはれがりて、よばすれば耻て來ず、うたをよみけるとあり。

榎寺（エノキデラ）　筑前續風土記云、通古賀の榎寺天神旅所は、近年寺字廢し、小祠を遺すのみ、祠前の石橋を幸橋と曰ふ、懷中抄曰、たのもしき名にもあるかな消ぬかばまつ幸の橋をわたらむ。○續風土記云、淨妙寺は今榎寺と號す、菅家配居の址（菅家後草云、都府南館）にて、治安中、都督惟憲、菅公の跡あさをかなしみ、此寺を一字建られけるとかや、今は纔に佛堂一字殘りて、毎年八月廿三日、天神の御輿此所にわたらせ玉ふ御旅所なり。

染川（ソメ）（思川）　又逢初川（アヒソメ）と云ふ、或は染を漆に誤り、宇留志川と呼ぶ、古歌に思川（オモヒ）又思川とある皆同し。御笠川の水源にして、觀世音寺と天神宮（今大宰府神社）の間を、東より西に流れ、通古賀に至り北に折れ、博多に向ふ。花園山は此水畔にて、自然に庭園池田の形狀を備へ、花木水石の勝あり、又染川の水心に菅公の待女の墓とて、土俗の傳說する所あり。

染川をわたらん人のいかでかは色になるてふことなかるらん（拾遺集）筑紫なるおもひ染川わたりなば水やまさらむよどむ時なく、（後撰集）おもひ川絶ず流るゝ水の沫のうたかた人にあはで消めや、（後撰集）名にはいへど黑くも見えず染川さすかにわたる人もぬるめり、（名寄）

岩蹈（イハフミ）川と云も、染川の一名なるべし。

太宰府天神宮（ザイフテンジン）（宰府）　今太宰府神社と號し、官幣に列す、太宰府村に在り、舊安樂寺（アンラク）の菅廟、又は宰府と稱したり、近年安樂寺の寺號を撤去し、佛僧の混淆を去る。祠前は神社奉仕の人、其に他民の居宅多くして、市街を成す、呼びて宰府（ザイフ）町と曰ふ、四方參拜の客來集るを以て旅店あり、福岡市を去る四里、二日市停車塲の東北三十町許、太宰府址の東十町許。

太宰大貳大江匡房、安樂寺二百韻、

康和二年秋、清涼八月時、往詣安樂寺、寺在東北陲、出府七八里、先望後門帽、題額泥金字、下乘當路岐、地勢乍傾敞、道遠方逶遲、門外及門前、往々有三池、其水深如地、香之高自崖、似展青羅縠、如敷碧瑠璃、（中略）北有種蘊山、烟嵐暗慧崎、嶺高衡崔嵬、谷深樹蕭森、西有潺湲水、霧市添碧碕、或淑或漪漣、或諸鶴

(安樂寺址)

満苗、佐石累八九、譜諸風日歌、梅樹紅花滿、周廻平如砥、(中略)華堂連綿樹、駢與白参差、黄扉堆瑣戸、彩閣繞□□、□□錢珠串、交□佛纓蕤、(中略)瞻視偏崢嶸、宝□□爛々、蔦□圖畫容、祖□昔侯伺、緣□誠如斯、儼神容於々、有堂號法華、草創毛□循(下略)

菅公　　元人□□刺

菅家故法現神通、千里飛梅一夜松、薦宇應□吐月、觀音寺□做晨鐘、

神社志料云、宰府天神は今太宰府の安樂寺(アンラクジ)にあり、(筑前續風土記)右大臣菅原朝臣道眞公の神靈を祀る、(太平記菅家記)延喜五年八月十九日、味酒安行始めて神殿を設く、(菅家傳記、安樂寺草創日記、筑紫道記)號を天滿大自在天神と云ふ、天下の人皆其徳を仰がざる者なし、(政事要略、太平記、諸國記)初道眞公忠誠の心を以て朝政を輔け奉りしが、讒臣の爲に位を貶し筑紫に流されしより、其情に得堪給はで、延喜三年二月廿五日、終に春の花の流れを還らぬ水に隨ひ、夜の月の晴ぬ思を曉の雲に沈め給へり、然れとも其精靈天に昇て神となるに及て、大に威靈を顯はす時は、朝廷其崇る之を恐れ給ひき、(參考日本紀略、太平記、扶桑□□□)延長元年四月、詔して本位を復し、正二位を贈り、(公卿補任、日本紀略、政事要略、扶桑略記)永祚二年、勅して神社の中門及廻廊を造らしむ、(太宰府天滿宮記)○筑紫紀行云、宰府天神は先つ鳥居に入れば、大なる心字池あり、廻り百八間とぞ、反橋架け中島には二重の塔あり、此あたり梅の木いと多くして、梅園といへり、仁王門に入れば神宮院、歌會所、御供所、寶藏文庫あり、此文庫は宮司檢校坊快鎭、文學に志あらん人のために、實力をからずして成就せしめ、和漢の書籍を數多集めて納めおかれたりと也、樓門廻廊あり、かくて本殿に至るべし、此社境は天正中、國主小早川家より、其四至の界東西五十三間南北七十間にさだめ、御社を長九間横七間南向に造營せられしを、其後黒田長政侯此國の君と成給ひて、中門廻廊を造營し給ふ、飛梅と云ふ老株には玉垣をめぐらせり、菅松社は鳥田忠臣卽菅公の御伯父君なりといへり、大講堂に藥師如來を安置す、此藥師佛はいにしへ安樂寺の本尊なりといひ、其寺を天原山廟院とも號す、菅公廟なればにや、社家は菅公九世の孫善昇下向して名を信貞と改め、子孫相續す、今に社務職と稱す、又滿盛院、檢校坊、勾當坊は菅公の侍士味酒安行の後裔にて、宮司職と稱す、安樂寺は衆徒を率ゐて供僧たり、神領千石は當府より寄進、二千石は國主黒田家より、二百五十石筑後久留米侯より、五十石同柳川侯より附與せらる。○續風土記云、菅公左遷の時、今の榎寺の地に閑居、二年にて薨去あり、其墓所は今の神廟の地是なり、傳藏里が縣中香に日く、本邦口傳、昔昨筑紫宰府の菅丞相□室の額に題して、菅丞相靈廟の五字を書く、神殿中に託して曰、我はこれ謫臣にして、この地に謫す、靈廟によりて神靈の號を追贈せらる、廟の字は广の下に朝廷の朝の字用ゆべからず云々、承德二年、大江匡房卿太宰の權帥に任して下り、康和三年に探奇夢想の事有て、はじめて安樂寺に菅丞相の祭禮を行ふ、古今著聞集に見えたり、匡房卿又滿願院を御廟のほとりに造立せらる、此御廟はさはめて風雅におはしましければ、匡房卿の内宴に序を作らる、「夫安樂者、菅大相國之廟也、形勝四海、靈驗一天」と、續本朝文粹に見ゆ、又無題詩集に釋蓮禪の詣安樂寺聖廟詩あり「府之東南一松爲、斯地住名從昔傳」とつゞけたり、蓋以て府と廟の在所を辨知すべし、又拾玉集に

古への光にも猶まさるらん鎭むる西の宮の玉垣。

按に天神の事、政事要略に「道眞二月廿五日薨於任所、其後號天滿天神、爲人歸之」と見え、菅家御傳記に「安樂寺學頭安修□、延喜五年八月、味酒安行依神託立神殿、號天滿大自在天神」とあれば當寺なること明白也、(又□に「西都有神居、名云宰府、菅公薨於此、□□七日、忠□忽來、取□衆昇天、久之天滿天神四字□降、□□利香錫也、公樂然、少之又加大自在三字、□□現於空中、公制立之舉、印於廟院、今謂之天拜岩」云々とあるは附會の妄説のみ、)又建久本天神記に、四堂の邊に菩提の墓所を點定して、此に葬り奉らんとしけるに、御車忽に道中に止て動かず、依て其所に納む、今の安樂寺是なりと日ふ、社傳全く之に同じ、又菅家の傳孫補任に、天元年中太宰大貳に任せられ下向の時、安樂寺に寶塔大塔等を建て、恒例大小の佛法を初めたり、後人祀正を官祝して安樂寺別當と云ふ、治承の頃、氏僧別當安能經營供所等を建て、法會祭禮等を始めける、壽永の亂に氏人氏僧等、平家に加擔したるが爲め、源頼朝の譴責を買ふ、

此安樂寺が中世最も大なりしことは、當書に散見し、京の北野、筑前の荏柄と相呼應して、專ら其崇敬を宣揚したり、其所有の田園の如きも、諸國に散在し、遠く日向國島津莊の國富庄、肥後の國の國田郡に、各數十町の安樂寺領を載せたり、餘の國郡にも寺田莊社の多かりしこと想ふべし、又此寺社が菅原氏の氏神氏寺と號し、公武の崇敬厚かりしが中に、東寺文治二年六月の條に、安樂寺別當安能僧都、依有同意平家之聞、所被改替、一品所有付由也、而安能潜進使、□申子細、當寺務之事、附権門不可競望之由、稍有證文、進永久起請偕延喜官符等云々、

「右辨官下太宰府、應任起請文、停止菅氏人進止、假事於權勢、濫望安樂寺別當事、

右得彼寺在京氏人等解狀偁、去大治年中權納北野聖廟起請文稱、件寺天滿大神御終焉之地也、秦寺松□□可以崇、氏寺寺官職以相坊、至于別當職、氏中撰其器量、擇其性、以六年爲一任、次第補替、其來尚矣、

（中畧）自今以後、有勢氏人之許否、暗以寄貴之横威、不測誰分、若致濫堅之輩者、高振嚴威、立與冥罰、内則天神必加呵責之識、外亦氏人永斷親族之義、（中畧）將爲萬代之炳誡、仍起請如件者、堅請天裁者、奉行依請者、府宜承知、依宜行之、　保延七年六月」

以上の文書にて、其大畧を推すに足る、後世の社務職は謂ゆる氏人本家の類にて、佛神領を世襲せる貴族也。已にして鎌倉の嫌疑を去り、遂に其地に分祠を置き、筥柄天神社と云ふ、戰國の大亂に及び、凡百の事物皆破壞せられ、本社の如きも、天正六年全く荒癈に歸せしが、其後稍再興する所ありて、近世の勢を致す、而も之を往時の盛熾に比すれば、衰ふること大也、但し其菅公の歴史的事蹟の、後人を感動せしむる者あるが故に、今に至るも貴賤の尊敬頗厚し。

筑前爲志畧云、宰府天神の追儺祭は、寬和二年、都督輔正卿是を初めらると云ふ、正月七日の朝、安樂寺の前を通行する人を捕へて鬼となし、面に假面を覆はせ、身に釆色ある衣を着せ、荒繩以て縛り上げ、生松葉を以てふすべ苦しむる事なり、今は人を雇ひ、古式を行ふ、俗に鬼すべと云ふ、此祭は本藥師堂に行ふ、今此堂を破壞さし、佛を遷して少名彦命を祭れり、又同夜社内にて鷽替（ウソカヘ）と云へる事を行へり、是れ木にて鷽の形を作りて、釆色をなしたるものなり、他國にて削り掛と云へる物に似たり、是を賣出す店は社内狹きまで軒を連ね、群集の人各是を買取て、面を手拭或は頭巾にて包み、誰人たるを知らしめず、互に袖の中にて取替る事なり、凡小なるを以て大なるに替へ、粗なるを以て精なるに替ふるを勝たりと爲し、其人其年の吉兆と喜ぶなり、上古の遺習歟、元亨釋書「太宰府有觀世音寺、歳首行驅儺、其日捕寺之四傍路人、頭蒙鬼面、身披彩服、名爲儺鬼、引過殿庭、此夜闔府男女入寺、打是鬼、爲驅儺、鬼甚困極、故寺四畔此日無行人、他州旅客、往々來此就捉云々」。

菅公　　越　鐵兜

西府風月付其嗟、回首浮雲是帝家、一去踈雨仙跡杳、容留正氣在梅花、

奉謁鎭西府菅公廟、　瀧　鶴臺

一代經綸國光、三台風采龍朝綱、誰圖貶羽流離艦、遂作浮雲蔽太陽、桂海難還明月色、梅園猶搖御衣香、何須西築開府府、玉宇珠樓鎭萬方、

奉呈三條公、在宰府、兼呈同事諸公、

大名天下久相聞、不容[illegible]、奉命至今如一日、客身羈旅已多年、菅祠梅雪客中外、左近櫻雲歸夢邊、謫與諸公豈異節、中興事業見能全、　長　梅外

宰府は天神の住給ひし所と聞き及びしまゝ、見物のためまかりける、安樂寺は七とせばかりさきに炎上して、かたばかりなるかり殿あり、舊跡のあり樣、松杉のおほくきられたるにぞ、さすがに所々にのこり。うしろは青山そびえて、右の方七八町ばかりも有るらむとみえて觀音寺あり、室に西都とも云ふべき所なり〔細川幽齋紀行〕

（これは天神宮天正六年秋月氏の兵火に焼亡せられ、一時夜須郡[illegible]田へ神體を移置せし頃の状を描したる也）

謁菅右府祠廟　　賴　山陽

都府樓唯看瓦色、觀音寺獨聞鐘聲、相公此句如髣髴、今日始向此際行、想見[illegible]、[illegible]法王城、宰帥虛名實閑職、[illegible]柴荊、[illegible]事、久矣[illegible]門地、洞知[illegible]、[illegible]利器、[illegible]人言、[illegible]、群鶴一[illegible]、[illegible]公、[illegible]、世[illegible]、獨有[illegible]、祀典千今[illegible]、[illegible]、寺除數[illegible]、行人田間拾缺瓦、猶存相公看時色、

横岳（ヨコダケ）　安樂寺の西北にして、思川を隔つ、崇福寺の舊址あり、崇福は今箱崎の松原に移置す。○續風土記云、崇福寺は圓爾和尚住し、寛元元年に西都法宿山といふ勅額を賜ふ、其後圓爾東福寺に於て住持の時、南浦明和尚を推して當山の開山とす、文永四年に明和尚に勅有て、圓通大應國師の號を玉ふ、大應國師此寺に住居三十三年なり、其後は夜江春一派の長老かはる〴〵住持して繁昌す、大友宗麟の時も、猶筑前豐前肥前にて、二百三十四町六段の田地、此寺の産なり、然るに天正十四年七月、薩摩の兵岩屋の城を攻落せし時、此寺も程近かりければ、兵火に罹る、後之を箱崎に移し再興す。

小野（ヲノ）（谷北）　北谷（キタダニ）とも曰ふ、安樂寺の北にして、思川の源頭なり。續風土記云、智光寺址、北谷の小野に在り、西行法師撰集抄云、過し比、筑前にさすらへ罷下り侍りしに、人のかたりしは、中ころこの國御笠の郡小野といふ所の山中に、何國のものともなくて、栖みたる僧あり、山の中へ入て、久壽二年三月九日、青蓮院法眼眞譽と木を削て、歌を書つけて見えずなり侍りき、是は鳥羽院の御子なり、十八の御とし、何地ともなく失せ玉へりと云々、其皇子の住玉ひしは、則此智光寺なり、今は寺も絶えて、其跡に礎のみのこれり。○大日本史云、僧眞譽、甫七歳、勅入青蓮院爲僧、叙法眼、一旦出院、不知所之、時年十八、勅諸國求之不得、後有人至筑前、土人語曰、昔年御笠郡小野山中、有一僧、不知何許人、常唱佛名、見漁獵者、則哭泣勸念佛、居一年、忽失所在、留題其居壁曰、昔爲天台之禪徒、思至千三千之貫首、今棲小野之山中、願得於極樂之來迎。

御笠郷（ミカサ）　和名抄、御笠郡御笠郷。○今水城村、太宰府村井に御笠村なるべし、大野郷も元は本郷の中より分割したるならん、三笠森は大野郷に存す、御笠山は竈門山の別名とぞ、檜垣嫗集に「筑前のこふをぞ御笠の里とぞいひける」とあるこふ卽國府なり、宇佐大鏡

にて「御笠郡中有智山」云々と書す、府郡は竈門に屬せるを知る。

御笠川（ミカサ）

今竈門山の西麓北谷（キタダニ）（今太宰府村大字）に發し、西南流御笠川又宝満川と云ふ、五十餘町にして北に屈折し、大野、席田等を經て、博多の東に至り海に入る、長凡六里（末流には石堂川又比恵川と云ふ）

内山（ウチヤマ）

今太宰府村の大字と爲る、安樂寺天満宮の東にして、竈門山の中に在り、其溪澗は南流して、宝満川の水源たり、（末は筑後川へ入る）内山は古書或は有智山に作り、南谷とも曰ふ、竈門山寺（一名有智山寺、釋書云、宰府有智山寺者西州之大寺也）小弐氏館等の故址此に在り、東方は御笠村大字大石、南方は[illegible]等に接す。

（有智山）續風土記云、有智山寺址は小弐館の西の方にて、南谷と云ひ、北谷の智積寺に對す、供奉中堂の名残りて、僧坊竈門に存す、源平盛衰記に「永暦元年十一月、菅原貞吉觀世音寺の息男、有智山僧坊焼失の事によつて、山門大衆日吉社の神輿を、側測後白河院に振奉る、當日貞吉屏宮、資成流罪、安樂寺住僧六人禁獄せらるゝよし、有大衆使者を以て大宰の中へ御下さるゝとなん」、かゝる事を以て推考へ見れば、昔は繁昌の地なりしを、近き世に至りて僧坊悉く絶え、今其跡は田圃となりぬ、天台宗延暦寺の別院なりしなり、竈門山寺の別項を參照すべし。

内山館址（ウチヤマ）

少弐氏の館なり、内山民家の東北に在り。續風土記云、建武三年の春、菊池掃部助武敏は下座郡三城（ミキ）の渡にて少弐太郎頼尚に打負ぬ、頼尚が父貞經入道妙恵は有智山の館に籠居ける、菊池を始めとして宗徒の兵百餘人、懸かきゝつて共にけり、妙恵は末子宗應に[illegible]の兵百餘人、[illegible]、其館の中へ亂入つてこゝに死にける、今丸岩原と呼び、[illegible]、是少弐代々の館跡也、今も里人は御館といふ、いにしへは小弐代々の宰其人を撰み受代有けるに、[illegible]

時、武藤資頼入道（法名覺仁）の子、武藤小次郎を太宰少弐に任せられ、九州の事を司らしむ、其子孫相續て太宰少弐たり、故に少弐を以て稱號とす、少弐政資、永正中於筑前太宰府討死し、此時小弐家斷絶す、小弐先祖資頼初めて太宰少弐と成て此國に下りしより、政資に至て十一代、凡二百二十餘年にして家亡びぬ。（中略）筑後考證云、延元元年正月、菊池（武敏）阿蘇（惟直）筑後人を協合し、二月廿九日太宰府内山城を圍みて貞經を誅す、其日尊氏兄弟筑前蘆屋に迎來り、遂に得谷まり、三月二日多々良濱に於て必死の戰をなせしに、武敏敗れて筑後黒木城まで引き、大友貞順筑後其孫城に據り之に應す、尊氏乃上野頼兼に黒木を攻め、一色直行に其孫を攻めしむ、九月に至りて兩城皆降り、九州形勢一變す。

（深堀文書）大友筑後前太郎貞載軍忠狀、

一建武二年十二月晦日、新田左衛門尉義貞同仁菊池掃部助武敏等奉寄宰府之間、於中途致合戰、若黨等討死候畢、

一建武三年正月八日、菊池山城ノ合戰之時、致軍忠抽撝候畢、

一建武三年二月廿七日、筑後國大田清水合戰のとき、致合戰軍忠候畢、

一建武三年二月廿九日、菊池掃部之助武敏以下凶徒等、寄來宰府之間、筑前國有智山合戰のとき、若黨三郎次討死候畢、

海東諸國記云、丁亥年（我應仁元年）少弐教頼（嘉頼子）在對馬島率兵、往至博多宰府之間、見月（ミツキ）之地、與大友殿及大内代官所戰而死、對馬島代官宗貞秀等、亦從而没、己丑年、國王以大内殿山名、合山名細川殿[illegible]之、秋七月、對馬島主貞國率兵、奉教頼之子頼忠往、滑[illegible]之、遂至宰府、悉復舊境、[illegible]宰府、令貞國守博多、貞國率留[illegible]（スミヨシ）、小二所管、在博多

西南半里、民居三百餘戸、遣守下守護之、與其弟有隙、小二有其守、命自國往守之、小二强遣之、使大宰府[illegible]、千人[illegible]

小弐系圖に「文明元年、教頼之子政尚太郎頼忠、[illegible]餘兵、與山鹿秋月原田草野杉等、討亡大田宰代官新井彌四郎重貞、復其地、其後依頼大内義興、會秋月原田山鹿高橋宗像等、率七千餘人、與小弐同城、御笠郡有智山館」とあり、頼忠は後の名にて政資と云ふ、明應六年大内義興に攻破せられ、肥前小城郡に於て死す。

竈門山（カマド）

（寶満山）御笠村大字内山の東北に聳立し、筑紫嘉穂二郡に跨る、標高凡九百米突、御笠川寶満川の水源なり、一名寶満（ハウマン）山。

續風土記云、竈門山は竈化國霊の鎮まる所にして、凡筑紫國の惣鎭守なりとかや、峯高く聳え雲霧ふかく罩ひ、烟氣常に絶えず、故に竈門山と云ふ、又御笠山とも稱す、満山岩多くして、其形は良工の削りなせるが如し、誠に奇絶の境地なり、山上に登れば一瞬の間に數百里の間をかへりみて、衆山の小なるを一覽し、西北は壹岐對馬遥に見ゆ、四時をりをりの美景、其[illegible]盡しきと限りなし、山上に御社あり、是所謂竈土山神なり。

（六帖）都より西に有てふかまどやま雲たえせぬ絶をする哉、

竈土神社（カマド）

神祇志料云、今内山村寶満山の頂に在り、寶満山神と云ふ（筑前國續風土記、筑前國考證會）蓋玉依姫の女神玉依命を祭る、（本社傳説、廿二社本縁）承和七年、從五位下竈土神授從五位上（續日本後紀）嘉祥元年、授正一位（中右記百錬抄）按に八幡神三座の内比賣神を以て玉依姫と云ふを以て[illegible]、或は竈門神を八幡の伯母神と云ふ[illegible]、然れども是皆應神天皇を以て、八幡大神と思へるより出でたる謬説なり、故に今取らず。（[illegible]云、[illegible]

郡竈門神社は、名神大と注し、今寶滿の山頂に、いと高き嶺、大盤石の上にあり、山上に登るものは、鐵索を引て攀ぢのぼる、此間六町斗りあり、延喜元年、八幡八神の託宣に、竈門神は吾伯母にておはしますと御告ありしこと、八幡大神本紀に見ゆ、後三條院の御宇に、藤原常嗣筑前守にて國に侍りけるに、日のいたく照りければ、雨を祈り此の御神に鏡を奉るとて添たりける「雨ふれといのるしるしの見えたらば水鏡とも思ふへきかな」、此のうた新續古今にも見えたり、拾遺集につくしへまおりける時、竈門山の麓にやどり侍りけるに「春はもえ秋はこがるゝかまと山霞も霧もけふりとぞ見る」、寛弘二年官符を下されける其中に「竈門山大神社、九國惣鎭守、不退諸社、故寄付神領八十庄、宜縦府學朝安寧」とあり、古へ朝廷より深く尊崇ありしこと、之を以て推知すべし、長治年中太宰權帥季仲、八幡別當光清に鬩して竈門神輿を射、幷に闘、法師等を殺害せしにより、季仲を流罪し、光清を禁獄せられしとかや、此事百練抄及び山門符記に見えたり。(按に、竈門神は中世天台教徒山中に寺塔を起して之を祭る、上宮下宮の二區に分てり、下宮は内山民家の東南に存し、其傍に竈門山寺座主の宅址あり、又本地佛をば藥師と定めたり。

竈門山寺址（サウモンザン）

竈門神社の供僧なりしが、近年全く廢絕す、一名有智山寺と曰へり。(續風土記云、天武帝の時、僧心蓮始て竈門山に佛寺を興し、寶仲寺と號す、心蓮の墓は今佛頂山に在り、佛頂は竈門山の北峰にして最高峻なり、延暦年中最澄法師(傳教)更に本寺を中興せり、水鏡に「傳教つくしにて、唐國へ渡らんとて祈りに、竈門山の山寺にて、藥師四躰をつくる」とあり、又叡岳要記に曰、「延暦二十二年十月太宰府竈門山寺に於いて、四船平達せん爲めに、敬て白檀像の藥師佛四躰を作る、高六尺餘」とあり、(今世の云傳には七佛とす、故に七ケ所に藥師堂あり、所謂七ケ所とは有智山・上座郡宮野村の境内八坂の南林寺、御笠郡土師村、那珂郡堅粕村藥王寺、夜須郡朝日村□寺、御笠郡武藏村武藏寺、通古賀村東林寺是なり)延暦二十二年弘法大師登山して雨を竈門神に祈る、此時求聞持の法を執行はせられし所迚、禪城の窟の上に求聞持堂あり、弘仁九年四月傳教大師有智山の邊において寶塔院を立つ、所謂六所寶塔院は、安東上野寶塔院(在上野國緑野郡)安南豐前寶塔院(在豐前國宇佐郡)安西筑前寶塔院(有智山寶塔是なり)安北下野寶塔院(在下野國都賀郡)安中山城寶塔院(在比叡山西塔院)安總近江寶塔院(在比叡山東塔院)是なり。又云、弘治三年の比、國主大友宗麟より有智山、北谷、中室、原などにありし僧坊に課役をかけ、堂舍のあとを奪て田とす、然るによって社家神人は散して農夫となり、社僧法師は修行を斷ち、三百七十區ありし僧坊も頽廢して、今現存する二十五坊は皆是行者方なり、寛永の始までは衆徒二坊ありしが、其後全亡びぬ、凡竈門山の寺僧は中頃より佛教の流れを傳へ來て、天台宗なり、其内行者方は役氏の法を傳ふれども、是又天台宗なり、何れも叡山に屬せり、課役をのがれん爲め、永禄年中より二十五坊の僧徒も西谷松尾頭に移り、漸々に東院の尾にも居住す、文祿二年、國主隆景登山し、毎年米百石を寄進し、之を恒例と定む、黑田長政入國の後、竈門の神は古來の名社なれば、社領三百石寄付有へしと宜ひけるを、衆徒評議して曰く、凡僧徒は衣食に足りぬれば、行法の志うすくなるものなり、所詮十方の檀那無闕なくば、山中相續して然るべく候はむ、領地は受用仕るまじきよし、衆議一同して申ければ、高二十五石の地を寄進ありて、永く山中の公役を除かる、元祿九年國主綱政公より又二十五石の神領を寄付、合せて五十石の神田あり。

(有智山寺址)

寶滿城址（ハウマン）

續風土記云、竈門山寶滿城は高橋氏之に據る、其先祖は高祖城主原田泰種に出づ、泰種二男某筑後三原郡高橋に住し高橋氏と曰ふ、其子孫光種足利に屬し、仁木一色と相幷び九州の三檢斷に任せらる、仁木東歸して後に一色高橋兩檢斷たり、光種は其領地高橋に城を構へ、其子孫相續して在城す、豐後の大友親世の時に當て、九州の諸士多くは大友の幕下に從ふ、依て兩檢斷職等を失ふ、其後一色も絶え、高橋計り殘りしが、是も大友に隨へり、天文のはしめ三河守長種、高良山の僧を殺害せしに、其怨靈夜々來りて眼に遮ぎりけるが、程なく病死して家を繼くべき子なし、大友義鑑のはからひにて、其一族一萬田親敦が二男右馬助に長種が遺跡を繼しめ、高橋三河守鑑種と名乘らせ、高橋の城主とせらる、鑑種後に寶滿の要害よきを知りて、初て竈門山の城を築き爰に移り、岩屋を以て端城とす。○九州軍記云、寶滿山とは竈門山のことなり、永祿十年、城主高橋鑑種宿城を以て毛利へ降る、十二年毛利氏軍を退ければ、鑑種剃髮して宗專と申し大友家へ謝り、豐前小倉に徙さる、尚大友家より吉弘鎭理を以て高橋氏を相續せしめ、元龜元年御笠郡を賜はり、寶滿岩屋兩城を堅めしむ、鎭理後鎭種と改め、剃髮して紹運と云ふ、武略の譽ある名將也、天正十四年、岩屋に於て戰死切腹しければ、島津勢より寶滿へ使を立て和睦を約す、當時寶滿の大將は紹運二男にて統增と云ふ、即下城して肥後へ送らる、島津方より寶滿へ秋月種長の勢を籠め置きしも、翌年秀吉公大隅へ御陣を移さるゝ時、種長降參し寶滿城を開け渡しけり。(豐薩軍記によれば、彌七郎統增十五歳、母宗雲尼とともに島津勢に拘引せられ、肥後に到りて後歸陣すと云ふ)

詠寶滿山城趾、天正中、高橋紹運守此城、當薩兵
以俟太閤來、　　　　　　　賴　山陽
誰嬰宋堅摧荊兵、不怪晋軍徐出旌、非餌孤城遮九國、
老罷何得繫長鯨、

原山（ハラヤマ）　今御笠村の大字原と云ふ是也、石踏（イハフミ）川の北畔にして、四王寺山の東麓にあたり、人家の在る所を舊無量寺の廢跡とす、四王院の別坊にて、原八坊と曰へる遺あり。

一品親王、御座太宰府原山之由、承及候之間、肥後國相良彌三郎賴廣、即馳參於當山食堂、令勤仕御宿直候訖、以此旨可有御傳奏候、恐惶謹言

元弘三年六月十四日　藤原賴廣

進上　御奉行所（相良文書）

この一品親王は尊良親王にましまして、土佐の國より九州へ潜行ありて、義兵を招集したまへる也と云ふ。

大石（オホイシ）　今御笠村の大字なり、村中に巨石あり、之を石神と呼ぶ、大石、吉木、本堂寺等の大字は竈門山の南麓にして、一溪に添へり、亦寶滿川の水源なり、東方へ分水嶺を踰ゆれば、嘉穗郡へ通ず、太宰府より豐前國田川仲津へ赴く古驛路に當る。○續風土記云、愛嶽は竈門山より低く小嶽と呼ぶ、大石村の山なり、山上に伊豆奈權現の社有りしを、寬永年中、長政の家臣久野外記入道とて伊豆奈の法を行ひけるが、此邊所領なりし故改て再興し、寶滿山の財行坊をもつて社僧とす、故に今も此神を尊びて、此山に參詣の人たえず、伊豆奈權現とは信濃國伊豆奈山に在神也、是天竺の神荼吉尼（ダキニ）天（コテン）と稱し、魔術を好む者此神を尊むといふ。

（吉木）

蘆城（アシキ）　今御笠村大字阿志岐（アシキ）あり、大石の南に存す、古の蘆城驛家は大石吉木（コレキ）を籠め、今の御笠村全地を指せるならん。筑前名寄に宰府より米（コネノヤマ）山を踰たんには、蘆城驛を過ると曰へり、米山は上穗波村に屬し、大石の東一里、竈門山と根智嶽の間に在り、蘆城河は即寶滿川の上游にて、南流して筑後川に注ぐ者是也、延喜式に蘆城驛なし

太宰少貳石川足人朝臣、遷任餞于筑後國、蘆城驛家歌、

縣木山木末こゝ〱あすよりは靡きたりこそ妹があたり見む、（萬葉集）

太宰諸卿大夫幷官人等、宴筑前國蘆城驛家歌、

をみなへし秋はぎ交る蘆城の野今日を初めて萬代に見む、（同上）珠くしげ蘆木の河を今日見れば萬代までに忘らえめやも（同上）

山家（ヤマヘ）　今山家村と曰ふ、宰府東南二里、朝倉郡界に接する山驛なり、遠賀嘉穗の地方より肥前に赴く驛路にあたる、又二日市甘木間の一線之に交叉し、十字巷を成す、原田鐵道停車場の東北一里。○山家の北に根智嶽あり、嘉穗郡に跨る、山路其下を過ぐ、凡山家より內野に至る三里、山野遼遠なり。

（朝日）

山家の南大字朝日（アサヒ）に日照寺廢跡あり、竈門山寺所屬七佛藥師の隨一なりしとぞ、朝日の民家の乾に十三塚累々として南北に並べり、其上方には更に東西に並べる十三塚あり、土人は近世大友筑紫兩家の合戰に打死せるを埋めたりと傳ふるのみ。（續風土記）

宿山家驛　竺　法雲

石磴崎嶇杖有聲、緣流沿路更蛇行、歸雲欲凍山先暝、殘雪未消溪尙明、掛壁擔弓知獵業、繞園藥栢是家營、淸宵好作團欒話、月上梅花酒滿甖、

長尚鄕（ナカナカ）　和名抄、御笠郡長尚鄕。○今筑紫村、山家村、山口村等なり、筑紫に大字永岡存す、延喜式には長丘に作りて、肥前國基肄に達する一驛と爲せり、御笠次田二鄕の南、朝倉郡幷に三井（筑後）三養基郡、肥前）と接壤す、寶滿川の上游に當り、肥筑間の山隘にして、南北の孔道之に由る。

盡坂（ツクシノサカ）　今筑紫村大字筑紫、原田等の坂路にして、南北に通せる古道盡是なり。釋日本紀云、筑後國風土記、筑後國者、本與筑前國、合爲一國、昔此兩國之間山、有峻狹之坂、往來之人、所駕鞍韉（クラシタ）、被摩盡、土人曰鞍韉盡（クラツクシ）之坂、又云、昔此堺上有麁猛神、往來之人、半生半死、其數極多、因曰人命盡（ヒトノイノチツクシノカミ）神、于時筑紫君肥君等占之、令筑紫君等之祖甕依姬、爲祝祭之、自爾以降、行路之人、不被神害、是以曰筑紫神、又云、爲葬其死者、伐此山木、造作棺輿、因茲山木欲盡、因曰筑紫國。この盡坂筑紫神、今に此地の舊跡たり、後世九州の總名に呼ばるゝも、もと此山坂に出でし名なり。

筑紫神社（ツクシ）　今筑紫村大字原田に在り、相傳ふ五十猛神を祭ると。神代紀云、初五十猛神天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、始自筑紫、凡大八洲國之內、莫不播殖、而成靑山、所以稱爲有功之神。本社神主筑紫氏は、古國造の後にして、蓋大屋（キヤ）命の裔なりしとぞ。○神祇志料云、筑紫神社、今城山にありしを、後山麓に遷す、今筑紫村の隣尚原田村にあり、（筑前續風土記、三才圖會、福岡縣管内神社考證）筑紫神を祭る、昔此神甚く荒び坐て、往來の人多く傷きし時に、筑紫君肥君等占問て、筑紫君の祖甕依姬を以て此神に祭らしめしかば、即人害はるゝとなかりき、即此神也、（筑後風土記）延喜の制名神大祀に列せらる。○續風土記云、筑紫社の神司は後世兵革を業としたり、天正の頃武威を近隣にふるひし筑紫上野介は、此社司の後裔なり、享德二年筑紫能登守廣門、同左近將監從門此社を造營せられし由、棟札にあり、近き頃に至りて、甚破損に及びしを、天和のこゝ村民力を合せて、新に御社を造立す、今筑紫村は原田村の隣なり、東方に小高き山あり、これを城の腰といふ、筑紫氏筑紫社司たりし時住せし宅の跡あり。（按に筑紫上野介廣門は、豐太閤に歸降し、筑後御井郡一萬八千石を給せられ、慶長庚子の亂に除封せらる、一書廣門を義元に作り、又北系は少貳武藤氏に出づと爲す、因りて疑ふ、少貳家の衰時に當り其子弟を請ひて家を嗣がしめしにや、五箇山に其山寨あり。

原田（ハラタ）　今筑紫村の大字なり、箕道車路にして、博多の南十二哩とす、（二日市田代の間なり）西南に城山（キヤマ）あり、昔坂の高峰にして、太宰府の塞を置ける所也。天慶中、太宰大監大藏春實賊を撃ちて功あり、子孫土着して州祭と爲る、其原田秋月二氏最著る、春實原田に居り因て此號あり、後岩戸城高祖城に移り、天正中原田隆種に至りて亡滅す。

宿原田驛　　　宇津木靜區

踈星落々帶松杉、露氣侵肌時遍衫、水碓終宵鳴草屋、村砧幾處度雲巖、自甘久客同王粲、誰憐孤貧似阮咸、早識時明知謬己、一生俯合不諳識、

（椽城址）

記夷城址（キノキ）　原田の城山（キヤマ）（或は基山に作る）に在り、坊中山とも云ふ。續風土記云、城山は太宰府の坤の方、山口村の南なり、俗に坊中山と云ひ、城跡二所、北御門南御門と稱す。○天智紀四年に、百濟人をして大野と椽の二城を築かしめらる、據れみて記夷に同じ、萬葉集に一式部大輔石上堅魚朝臣歌、ほととぎす來鳴きとよもす宇の花の共にや來しと問はましものを、右神龜五年戊辰、太宰帥大伴卿之妻大伴郎女、遇病長逝焉、于時勅使石上朝臣堅魚等、遣太宰府弔喪并賜物色、其事既畢、驛使及府諸卿大夫等、共登記夷城、而望遊之日、乃作此歌」とあるは、此なるべし。或は云ふ、四王寺山の大野城も城山（キノヤマ）と稱するを得んと、然れとも文武紀には大野基肄鞠智三城と同記せば、記夷は筑前國長尚郷にして、肥前國基肄郡の北嶺に在りと爲すを妥當とす、同集又云、

（城山）

太宰帥大伴卿上京之後、筑後守葛井連大成悲歎作歌、

今よりは城の山道はさびしけむ吾通はむと念し物を、

此歌意に據りて筑後より太宰府へ通ふ路畔の山なること、證すべし、蓋太宰府南鄙の城塞なり。

天平二年正月十三日、萃于帥老之宅、申宴會也、時云々、大監伴氏百代

梅の花ちらくはいつくしかすがにこの紀能夜麻に雪は降りつゝ、

萬葉集、作者未詳、

妹が紐巻き來乃山の朝露にはふ黄葉の散巻惜裳、

太宰管内志云、城山は東西二峰ありて、今東を坊中（バウチウ）山と云ひ、西を城山とのみ呼ぶ、坊中山即其舊城址にて、其南麓に今も城戸御屋など地名のこる、（肥前基山村）肥前の人の說に、城山に四王院を置かれし事、三代實錄貞觀八年の條に見ゆ、坊中山と云ふは四王院坊中の謂也と論す、然れども大野城山にも四王寺址澤々として在り、再考するに四王院寺は南北の兩城山に置かれしにや。

（坊中山）

山口（ヤマグチ）　筑紫村の西にして、城山九千部山、及び天拜山等に圍繞せらるゝ山村なり、平等寺あり、本尊藥師佛を安置す、寺宇頽廢、僅に其名を遺す、山中の水は東流し、續命院に至り鷺城川と合ふ、即御笠川の源なり。

續命院（ソクミヤウヰン）　今俗明院に作り、山口村の大字と爲る、原田二日市の中間にして、長丘の古驛と接近す。○續風土記云、續命院址は府南に在り、昔管内の士民府に來りてながく河省し、或は疾病をうけて死し、或は病死する者多し、太宰少貳小野岑守これをあはれみ、續命院といふ家を立、田地をつけて病をやしなひ飢を助く、續日本紀承和二年の條に見ゆ、又三代格、續命院一所、檜皮葺屋七宇、墾田十四町、是を以て見れば、續命院は頗るめぐみ廣き家をまうけなりしが、いつの時にか絶けん、今は村の名となりぬ、近き世には誤て俗明院と書こみ寺後まとしけれ、村中に其院の有し跡も今は知れず。

（俗明院）

次田郷（スキタ／スイタ）　和名抄、御笠郡次田郷。○今二日市村是なり、長岡郷と山を隔て其北に接す、御笠郷の西にして、昔太宰府の外郭なり。次の訓ツキをスキに假るは、古音相同しければ也、又スイに訛り文字に誇る者あり、其說和字正濫抄に見ゆ、すいたの湯は散木集に見ゆ、古書に筑紫湯と云ふ者是なり、後世武藏湯と呼ぶ。

武藏温泉（ムサシ）　今二日市村大字武藏に在り、即次田湯是なり、單純泉溫百十四度、無色無臭にして、細流の底より涌出す、凡十四所、浴槽二十許、民家九十、皆浴戸なり、號して湯町と曰ふ、四時客來多し、福岡縣惟一の溫泉とす、（本縣には早良郡桂原、鞍手郡吉川等に礦泉あれど、溫度低く、浴者少し）古來盛名あり、多く詩歌にあらはる。

帥大伴卿、宿次田温泉、聞鶴喧作歌、

湯の原になくあしたつは我ごとく妹に戀ふれや時わかず鳴く、（萬葉集）

帥大納言經信つくしにて隱れ給ひければ、（中畧）わざのことはてゝかへりけるに、すいたの湯のむかひにありければ、立よりてあみんとはなけれども、足などすすきけるついでによめる、

悲しさの涙も共にわきかへるゆゝしき事をあみてこそ知れ、（散木集）

稱寝考云、原傳桂温泉小言に筑前國三笠郡天拜山の麓に温泉あり、村の名を武藏と云云、昔し釋蓮禪はるゞと此湯に湯治にくだりて、都へ歸りのぼるとて、長門の壇の浦にて「夜憶故鄕終入夢、晴望溟嶋小□□、一尋西府温泉地、治將沈疴及晩年」といふ詩を作りしよし、無題詩集の中に見えたり、西府とは鎮西府のことにして、武藏の邊は都督府の古跡なり、されば此湯古へはことの外繁昌せし湯にて、天下にひゞき遠方よりもはるゞと海山を越て湯治に來りしと見えたり、又古今和歌集に、源のさねといへる女、都より筑紫へ湯治に下りしに、かみなびの森にて「人やりの道ならなくに大かたはいきうしといひていざかへりなむ」といふ歌をよみしよし見えたり、此さねが湯治せし湯、つくしとばかり有て、いつれの温泉のことゝもさだかならず、いつれの温泉のこと

とも極めがたけれども、[illegible]かけるくゝと武藏の温泉に浴せしをもつて轉ずれば、されが湯治せし温泉も武藏なるへし。

武藏寺（ムザウジ）　續風土記云、武藏村椿花山成就院は、本尊藥師にして、傳教大師の開基とぞ、其寺傳によれば、大師山口村木屋町山より十二枝ある山茶を切取て此佛像を刻めりといふ、脇立に十二神、又大黒天の像あり、寺は虎丸長者の建立なりと、虎丸長者が本宅は井手古賀村の内すたれといふ所にありしとかや、寺の側に虎丸が墓あり、宇治拾遺、出家功德の條下に、筑紫の武藏寺の事を記せり、又龍王瀑布は武藏寺の邊に有り、かたはらに高き石立てり、是を衣掛岩と云ふ、菅丞相此瀑布にうたれ玉ふ時、衣を掛玉ひし岩とかや、瀑布の下流の中に石塔に詩を彫付たり、「天拜山頭御徒跣、願心成滿放霊光、御衣薫石變成塔、五百年來流水香、正平二年二月二十五日、願主大僧都信聯謹題」。

天拜山（テンパイ）　武藏温泉の西南に峙つ、山甚た高からずと雖、北方は御笠川の大野なれば、眼界最廣し、山頂に大岩相倚り、小祠を其中に置く、肥前國荒穗神を勸請すと。○天拜山は菅公在府の時、登山して天に訴ふる所ありしと傳ふ、藤賴帥に歌名所あま山は筑前と曰へり、即天拜山の古名ならん、

あまやまのあしたの雲は打つけに晴てのみぞ見え渡りける（肥前にも天山あり）

謁武藏寺　　藤　周光

閑道仁祠□榜名、學醫養志自忘形、南溪松瘦枯僧老、行道昔穿苔蘚青、□□緬隔□修字、候鶴林鳥狎禪庭、已將香火結緣事、遺是浮生及暮齢、（無題詩）

二日市（フツカイチ）　今武藏古宿等を合せ一村と爲る、鐵道車驛にして、原田雜餉隈の間にあたる、太宰府址、天滿宮、觀世音寺等は驛の東北十餘町に在り。○續風土記云、二日市とは昔毎月二日に市立して交易せしならん、高橋紹運塚は二日市の艮なる高き岡のうへに有り、即紹運の首を埋めし所といふ、これ薩摩勢實検の後此所に埋めたるなるべし、長二間二尺、横七尺許なる塚なり、近世にはめつらし、紫（ムラサキ）村は二日市の隣村なり、菅家の御うたに「つくしにも紫生る野邊はあれどなき名かなしむ人ぞ聞えぬ」、此うたは即此村の事をよみ玉へるにや、豐前國企救郡にも同名の地あり。

（紫）

上大清[illegible]　　藤崎　靜處

小貳何人也、名山接赤城、寒濤泛蛸尾、星斗接雞林、勳臣北征志、菅公西竄心、滄桑千古跡、回首一長吟、

鎭西要略云、正平十五年七月、新將軍宮征太宰府、十七日菊池武光進至筑之長島山、少貳賴國及松浦黨引卻於飯盛細峰城、取上油山、新宮御動坐於長島山、武光陣天拜岳、放火太宰府、少貳賴尚上寶滿嶽、八月官軍陣於博多。（長島山今詳ならず）

那珂郡（ナカ）

明治二十九年廢し、其地筑紫郡に入る、御笠席田と早良との間にして、那珂川に沿へる一帶の地なり。倭名抄云「那珂郡分東西二郡、九郷」と、那東那西の號は中世にのみ見えたり。○那珂郡は古への儺縣の中央地なり、儺又那に作る、那津は後の博多なり、那津を長津と改めたまふこと、齊明紀に見ゆ、那賀郡の分立も此時にあるべし。類聚國史、延暦十二年、筑前國那賀（ナカ）郡、天長三年、聯實見于筑前國那賀郡之上、續後紀、承和元年、聯實見於筑前國那珂郡なと見ゆ。○那珂は長もしくは中の義ありて之に通ずるも、本儺（ナカ）之の義なるべし、那津は讀みて那賀津と云ふべきこと、儺河を今も那珂川と云ふに同しかるべし、但し其賀は古へ濁れるを後は清みて呼ぶ。

（那賀郡）

那珂川（ナカ）　南畑（ミナミハタ）村五箇（ゴカ）山に發し、北流岩戸（イハト）川と稱す、博多福岡の間に至り海に入る、長七里、神功紀に[illegible]（一云、ナガカハ）とあるは即此水とす。

（儺河）

山口郷（ヤマグチ）　和名抄、那珂郡山口郷○今南畑村なるべし、那珂川の水源にして、地勢山口と云ふに符合せばなり、東は山口村（御笠郡）と連接す。（高山寺本に、山口を山田に作るは非、岩戸に大字山田あり）

南畑（ミナミハタ）　岩戸河内の奥にして、四箇畑（シカハタ）、五箇山と曰ふ、今合同して南畑と云ふ、大字不入道（フニフダウ）、一之瀬等あり。

（不入道）

續風土記云、不入道村は、むかし背振山寺盛なりし時は、守護不入の地にてありしと云ふ、此所より上すべて守護不入なりし故名付しならむ、或は其しるしに堂を立てしとけるにや、然らば道の字は堂の字となすべし、又此村の境内に瀧あり、水流五間斗りあり、最ためづらしき好観なりと、一の瀬村は那珂河の上流にて、是より五箇山へ越ゆる處、川瀬ある故に一の瀬といふにや、又此處に一の嶽と云ふ古城跡あり、此村より五箇山にゆく本道は綿尾峠を越行、又山を越さずして川にさかのほりゆく、峽中の山奇石怪岩の景色勝れたり、然れども危險にして經過心に任せざるをうらむるのみ、王緝鮒が詩に「山川好是造化情、不許世人平地看」と作りしも、實にさるとぞかし、肥前佐賀への捷徑なり。

五箇山（ゴカ）　今南畑村の大字なり、那珂川の源にして、四面皆山、其東嶺を九千部（クセンボ）山と云ふ、肥前三養基郡に跨る、海面を拔くこと千九百尺、戰國の比筑紫氏此に山寨を置けり、筑紫村と山脈東西に隣比し、相距る二里。○按に五箇てふ地名諸州に多し、御家にやとも云へど、明確ならず、山谷の遼遠の境に其名多きを考ふれば、古の郷保の制度の、五家爲保（戸令に見ゆ）の五家にて、山中に僅少の人口の栖止して、五家計の雞落あるをば、かく名つくる歟。

（九千部山）

九州軍記云、五箇山の城主筑紫左馬頭惟門は、昔日の小

貳が後裔也、大友の麾下なりしが、弘治三年謀叛して大友家より攻られ、五箇山の城に火をかけ出奔し、安藝國に渡り、宇浪の邊に城てぞ居たりける。（豐薩軍記云、筑紫惟門の子上野介廣門は、天正中頃筑及び肥前の内にて數郡を領し、秋月と交り大友に敵をなしけるが、十三年の冬戰に心を大友によせ、高橋紹運の息統增を婿にして娘を遣はす、島津是秋月を助け、紹運を岩屋城に切腹せしめ、廣門をば筑後國大善寺に押籠めたり、十五年秀吉殿九州征發の事聞えければ、廣門番兵を打殺し久留米の城下を馳通り、龍造寺の領内に舊好の者を求め、一千餘人に及びしかば、五箇山に押寄せ秋月が人數を討取り、城を堅固に守り、殿下の進發を待てり云々。

岩戸（イハト）（片縄）

岩戸河内は南畑の北に接し、今岩戸安德（アントク）二村に分る、昔和名抄良人（アラヒト）鄕の地なり、片縄（カタナハ）を郡所とす、福岡市の南二里餘。

續風土記云、岩戸河内十二村は、仲村の現人大明神を以て產土神と爲せり、（今安德村大字仲村）別所（ベッショ）村、（今岩戸村大字）の西に戸板（トイタ）とて、高三間半廣八間餘ある大岩あり、岩の面は東に向へり、其前に大日如來の坐像を彫付たり、其高さ五尺一寸、此の岩戸あるによりて、此下なる鄕を岩戸と號すと、此岩の邊より早良郡板屋村へ越る道あり、之を戸板越といふ、此道の間大石多く、さまざまのものゝ形に似たる岩あり、院使寺（ヰンシジ）は今別所の枝村にて、井尻と識る、和銅中官孫に任せし名僧淸澤上人、院宣ありて召さるゝとあり、其時院使の至りし寺なればとて、院使寺と號するならん、今は寺はなくなりけれど、其跡に觀音堂殘れり、其側に淸澤上人の木像あり、花園（クワヲン）社も別所村の枝村松尾と云ふ所にあり、文明の頃此所に花園と云山伏あり、佛術の上手にて、且は幻法を能く行ふ、此所に社を建立し花園大明神といふ、又松尾の東に御迎（ムカヘ）と云ふ田の字あり、安德天皇岩戸の少貳大藏種直の許に行幸の時、御迎に出し所なりと云へり、後野（ノチノ）村に開福寺と云ふ古寺のあとあり、其所に周一丈六尺ありし大楠木ありしを、貞享二年の頃營作の材木に用ひんとて切りけるが、其根を堀りしに其下に石棺あり、其内に人骨あり、其側に石の外槨六つあり、是其從者の葬なるべしといふ。（片縄の浦野原に石劍を堀出せし事、人類學會雜志に見ゆ）

岩戸館址（トハトノ）（安德）

續風土記云、安德（アントク）村躑岡（トヽロキノヲカ）の上方に在り、原田太宰少貳種直が宅址とす、原田氏は大藏春實（又春種）五世種直の時より爰に住せり、壽永二年の秋、安德天皇平家と共に此國に下り、暫くこゝに住せ玉ふ、其行宮の跡、此原の内にあり、平家物語「平家は筑紫に都を定め、内裏作らるべしと、公卿僉議有りしかども、都も未た定らず、主上は其頃岩戸の諸卿大藏種直が宿所にてましましける」とある一は此所のことなり、岩戸の諸卿とあるは誤なり、種直此時は太宰少貳たり、少貳の異名小卿と云ふ、永祿元龜の頃迄は、此御所跡の内の周りに築地（ツイヂ）有り、又其外の堀にも舊地多かりしとかや、然るに土民ども田の妨なりとて之を崩せり、されども今もなほ舊地のあとゝ形所々に少し殘れり、此岡は村より高きこと九間ばかり、其上の平なる所は東西六十間許、廣さ八十六間南北百五十間許、周九丁餘あり、四方は山につゝかず其下のめぐりに田圃あり、山中にかゝる廣平の地あるはいと珍らし、此岡の西に宮地、寺屋敷とて三反五畝ほどの平原あり、此岡と少し隔ありと雖、其下は相つゞけり、是は原田氏の菩提所なりしと云ふ。○按に安德は帝王の號に由れるにあらず、東鑑「元暦元年、安德三郎右馬允政廣、所領肥前國三根郡」などゝありて、氏號なりとおもはる、本原田黨の人々ならん。（肥前高來郡にも安德村あり）

參考盛衰記云、壽永二年八月十七日、平家は太宰府に著給へり、菊池次郎高直、岩戸少卿種直、臼杵、戸次（ベツキ）、松浦黨を始として、主上を守護し奉り、形の如く皇居を造られたり、（按玉海、平氏在鎭西、爲八月二十六日、而云菊池未歸服、云々）彼大内は山中なりければ、木丸殿とも云つべき、人々の家々は野中田中なりければ、草深して露繁し、麻の狹衣うたねども、十市の里とも云つべし、さてこそ平家の人々は、大臣殿を始奉り、安樂寺に詣給、詩を作り歌を詠などして、手向給ける中に、皇后宮亮經正歌を詠し給ける、住馴し（南都本云、都を忍ぶ心をと云々）ふるの都の戀しさに神も昔を（南都本云、思しるらん）忘給はじ。

（御所原）

歷史地理雜志云、安德の御所（ゴショノバル）原と云名稱は、安德帝の皇居たりしに由るが如しといへども、安德帝の此地に坐しゝは、盛衰記以下に據るに、平家の太宰府に着せしは八月十七日頃にして、間も無く、緒方三郎が襲來に因り、筑前を退き、九月上旬には豐前の宇佐に播遷し給ひし由なれば、天皇の此岩門に坐ましゝは、僅に旬日許の日子と知らるゝなり、されば此帝に由りて御所（ゴショノバル）原の名を永世に遺すもいかゞ、實は齊明帝の筑紫行宮に由り、御所原の名ありしが、安德帝の皇居の事、人口に膾炙せしまゝ、終に齊明行宮の故事は世に掩はれし事にやとも考らる、さてとにかく御所原の岩戸たる事は、相違ある事無し、然して此岩戸を岩瀨と稱すると云事は、確乎なる證は見中らねど、青柳種信の續風土記拾遺に、爰を岩瀨と云由は、此御所原の丘と、川向ひ西南の方の山との間を大川（則ち那珂川なり）流るゝ故に、左右大巖あまた有て、大川の流爰に至りて甚だ狹し、故に岩瀨とも、岩門（セト）とも云べし、それを畧して中比よりは岩門とも云しならんとあり、此那珂川の河邊を、統て岩門河内といへり今も猶然かなり。

[illegible]城址（フシダガ）○岩戸河内に在り、天正中大鶴某の據れる所とぞ、九州軍記に大鶴鎭正入道宗秋、[illegible]を守りしに、筑

[illegible]出見ゆ、大宰家の封域也。

迹驚岡（トドロキノヲカ）　今安德村大字安德に在り、岩戸川の東岸にして、山田村大字仲村と相接比す、迹驚とは驚異の意ならん、[illegible]の名ある地には、必其井の湧出づるありと、肥後國にも見ゆ、神功紀云、皇后還詣橿日宮、更祭神祇、躬欲西征、爰定神田、而佃之時、引儺河水、欲潤神田、而掘溝、及于迹驚岡、大磐塞之、不得穿溝、皇后召武内宿禰、捧劍鏡令禱祈神祇、而求通溝、則當時雷電霹靂、蹴裂其磐、令通水、故時人號其溝、曰裂田溝也（續風土記云、裂田溝の岡は今安德村に在り、其岡の東にあたり、裂田溝あり、水のとゞろき落ちて、音を聞きし所なれば、とゞろきの岡と名付しこと、神功后紀に見えたり、今は里民只御所の原（オンショバル）と云てとゞろきの岡と云ふ事を知らず、又其東側の岸下に小なる岡あり、裂田の溝に近し、之を小岡と號す、裂田溝に大岩の上を水の通る處あり、其下の兩方に岩あり、一方は田の中に島の如く有て、其形龜の如し、故に龜島と云ふ、其流の下に岩ある所を堀切たる與百間餘あり、其堀たる大溝は岸より水面まで所により五六間四五間、水の深二尺五寸或は二尺ほどあり、溝の廣さ一間半或は二間あり、廣く深くして且つ長く、人力の容易く及ぶ所にあらず、是ら皆神功皇后の堀らせ玉へるなるべし、此溝の水は上なる山田村の一の堰手より來る、其龜島の側に地藏堂あり、是神功皇后を祭れる社にして、何故地藏と附會せしにやいぶかし、又一堰手（イチノヰデ）は山田村にあり、是神功皇后始て堀玉へる堰なるべし、井手の廣八十間あり、此國に於て是れほどの大井手また別に見ず、此水百三十町許を灌はすとぞ。

（裂田溝）

（山田）

良人郷（アラヒト）　和名抄、那珂郡良人郷。○今岩戸村、安德村なるべし、此地に現人神社ありし、岩戸河内の產土神とす、良人は安良人の上略なること想ふべし。

現人神社（アラヒト）（仲村）　今安德村大字仲村（ナカムラ）に在り。筑前舊志略云、仲村住吉社を現人大明神と云ひて、住吉四神根本たり、又此邊を橘の小門と云はんも、古書の趣に能く叶ひたり、抑も住吉神を現人神と申奉る事は、香椎にて神功皇后に託り給ひし故にて、現に御形をあらはして、御軍の節を導給ひしより、現人神とは申奉る、萬葉集にも其詞見えたり、又拾遺集に「天下るあら人神のあひおひを思へば久し住吉の松」と見えたり。（按に良人郷は神功皇后の神教神助を祈りたまふ爲めに、御田を造りたまへる所にして、其後も住吉大神の封地なりしならん、故に良人郷の名を負ふことゝなれる歟、然れども此地を橘小戸にあつるは疑はし、大神社別に郡内に之あり、彼地を以て橘小戸の檍原とせば、事理に於て稍穩當なるに似たり、追補を竢つ。

三宅郷（ミヤケ）　和名抄、那珂郡三宅郷。○今三宅村是なり、良人郷の北に接し、岩戸川の西畔なり、東畔は日佐（チサ）那珂の二郷とす、類聚國史云、「延曆十二年、遣筑前國那賀郡人三宅連[illegible]、於本鄕、貶隷入京、以其在京中、屢有濫行也」と、また古事記に「神八井耳命者、筑紫三家連等之祖也」と見ゆ、此三家も此にや、詳にし難し。○三宅郷は卽石瀨（イハセ）驛なるべし、延喜式「驛馬、石瀨五疋」と見ゆ、額田驛と相續く、卽肥前松浦郡より、怡土志摩早良を經て、入府する路程に當る、額田は早良郡に屬す、地形符合せり。（那津參看すべし）

（石瀬）

磐瀬行宮址（イハセノカリミヤ）　筑前舊志略に、齊明紀磐瀬行宮は遠賀郡に非ず、又安德村にもあらず、三宅村ならん、三宅に高宮と云ふ字存す、此歟と曰へり。此は天智帝海表之政を聽きたまへる大本營にして、重要の古跡とす。磐瀬は本紀に「七年春正月、御船西征、三月、御船還至于娜大津（ナカツ）（博多）居于磐瀨行宮、天皇改此名曰長津、五月、天皇遷居于朝倉橘廣庭宮、七月甲午朔、丁巳天皇崩于朝倉宮、八月甲子朔、皇太子奉徙天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上、有鬼、著大笠、臨視喪儀、衆皆嗟怪、冬十月己巳、天皇之喪、歸泊于海、於是、皇太子泊於一所、哀慕天皇、乃口號曰「きみがめのこひしきからにはてていてかくやこひむもきみがめをほり」乙酉、天皇之喪、還泊于難波」云々、とあるにて、磐瀬行宮一名長津宮と云ひ、那津の口の官倉御井所なりと推合さる、其地多の埠頭を去る遠からざること自ら明白す。天智紀云、皇祖母尊即天皇位七年、七月丁巳崩、皇太子（天智）素服稱制、是月蘇將軍與突厥王子契苾加力等、水陸二路、至于高麗城下、皇太子遷居于長津（ナカツ）宮、稍聽水表之軍政、八月遣前將軍大花下阿曇比邏夫連、後將軍大花下阿倍引田比邏夫臣等、救於百濟、九月皇太子御長津宮、以織冠授於百濟王子豐璋、乃遣軍五千餘、衛送於本鄕。

（長津宮址）

宣化帝の時那津（ナノツ）に官家（ミヤケ）を修造らせ給ふと云ふも、蓋此地にして齊明天智西幸の時其官家に就きて、行宮を營ませ給へるなり、筑前舊志略に官倉址と云者卽行宮址なるべし、同書云、官倉址は三宅村の西北に、百堂の西に並べる小松山あり、是官倉の所なり、里民はハンゾウ石と云ふ、此邊に礎石數多殘りしを、近年皆取て神社佛堂の用とし、又割て溝池の修理などに用ゐしことあり、今は唯一つ埋れて小松の下に顯れ見ゆ、古瓦の破碎せるもの、田圃の中に散亂せり、其製は都府樓の古瓦、觀世音寺などの古瓦に殊なる事なし、當村の產土神に八幡宮あり、其社前に石の手水鉢あり、徑四尺六寸、高二尺五寸餘、水の溜る所の穴徑二尺八寸、是は其元は官倉の址に在る礎石なりしを、近世爰に持來る、其水を溜る所は、柱を彫入れし穴なり。○又按に、天智帝の時に至り、水城幷に大野基肄の諸防備成り、太宰府の位置は御笠郡に定められたれど、齊明朝已前の太宰府は何所にや、確なるに非ず、齊明紀天智紀に

（那津官家址）

見ゆるは磐瀬朝倉長津の三宮なれば、磐瀬は當時の太宰府にて、卽那津官家たりしと推定せらる、其今日に存遺せる敗址の、御笠府に似たりと云ふも以なきにあらじ。

日佐郷

和名抄、那珂郡日佐郷、高山寺本、注乎左、○今日佐村存す、良人郷の北にして、岩戸川の東畔なり、春日村も本郷の中なりけん、卽東界は大野郷（御笠郡）に至りしを知る。日佐は譯語の義なれば、大宰府に奉職する通事などの居邑なりしか。○續風土記云、日佐郷五十川と云は古書に午時講とあり、伊牟田原は上日佐の境内にて、十三町許の廣さ高原なり、白水村に近し、白水（今春日村の大字なり）の塘は寛文中の築造にて、塘下に沼澤ありしを開墾す。

（五十川）

（井尻）

續風土記拾遺云、井尻村（今日佐村大字）の東南なる藤寄の民家の後を大塚といふ、如何なる人を葬りしか詳ならず、又寛政の末熊野權現の後の畠數を開き、土の際より鉾の鎔範を掘出せり、石型長三尺計、上下合してあり、石質温石の如し、須玖村にある鎔範の類なり、其側より炭屑多く出てたり、然れば古此所にて銅鉾を鑄たりしなるべし、由來詳ならず、此邊土中より古瓦多く出づ、昔大寺などありし跡なるべき歟。

須玖

今春日村の大字たり、此地の熊野祠に鉾の鎔範あり、近時福岡市の南郊八幡村高宮と云所にも、筑紫鉾の鎔型五枚を得たりと云へり。

筑紫鉾とは、多く九州に發見せらるゝを以て此名あり、後人は之を儀刀又は儀戈とも呼ぶ、一書に曰

安永間、生葉郡農夫、於竹尾之總□、獲古銅鉾三、天保四年、納其一於若宮八幡祠、其二納五社神祠及水天祠云、長二尺九寸、銅色老蒼、蓋千年外物也、

筑後史に「元祿十年、上妻郡藤田村、得銅鉾十三於土中、又閑御井郡野口村東邊有一圓丘、號大島、往年得銅鉾、一長七八寸、往年三原郡乙隈村所出者、與藤田所出同、又大木村及山隈村朝廣野等、寛永年中所出者皆同制也」と述ぶ、古史を按ずるに、百練抄

安貞二年、百軒廊御卜、安樂寺言上、去嘉祿元年、豐後國津江山住人等、於彼峰、作白田之間、堀出金銅鉾二枚事、安元元年、大臣宣下、安樂寺異方顯、銅鉾十出來事、令諸道勘申、

と見えたり、而も此安樂寺異方の義と云ふに就きて、太宰府の寺關に、天明年中の古銅矛記あり、

天明四年秋、納古銅矛于當公廟凡十一、腹廣三寸、狹者二寸有半、身長五腹廣、出於片野山、野乘曰安樂寺異方鑄銅矛十、今片野山亦在其□、云々、

然れども貴史の銅鉾十出來とは、發見の謂にて、鑄造の義にあらず、鑄造の事に至りては、近年那珂郡須玖村に長頭銅鉾の型を發見し、同村の熊野祠に藏藏す、遠賀郡吉木村にも亦銅劍の鑄型を得たり、今此銅鉾の形狀を通考するに、長短の二類ありて、九州及び四國に發見せらるれど、東國畿内に絕えて之なし、對馬下縣郡佐志賀村發見の長銅劍十五枚は、東京博物館に移され、豐前田川郡糸田村に長銅劍十二本現存す、其他少數の發見は一々擧け難し、一書曰元祿十年、上妻郡藤田村天神前得鉾十三出、享保七年又出五、都十八、最大者長三尺、濶三寸、重九百八十匁。（考古）

春日

日佐の東南、雜餉隈の南なる村里なり、大字白水、須玖等あり。○續風土記云、春日村の春日社はやがて村名の起因にして、境内廣し、社前に池あり林木茂り大なる藤あり、晩春花開くとき、遊觀するに堪へたり、古へは神領も多かりしと云ふ、今も田の字に宮田上宮田などあり、其御供田を作るもの、今も一反より七斗を公稅の外に出して、神前に供進す、春日原は春日村にあり、東西十二丁南北十二丁許、其平なる所坪面の如くにして廣遠なり、其地黑土にて性あしき故に、五穀に宜しからず、雜餉の隈の北より此原を通りて太宰府へゆく徑路あり、中道と云ふ、凡此國中の廣野を稱するに第一安野、第二怡土郡井原の西の曠野、第三は此春日原なるべし、小倉（今春日大字）この村の高き岡の上に大なる墓三十六あり、所々に散在す。

那珂郷

和名抄、那珂郡那珂郷。○今那珂村是なり、日佐郷の北にして、岩戸御笠兩川の間に介在す。（此那珂は正に中の義とす）

續風土記云、那珂村の產土神を吉備津宮と云ふ、其傍に大日堂ありて、俗に中の大日とてもてはやす、此邊を東光寺とも字す、田の中に劍塚と古墳あり、塚上凡横二十間長三十間、堀をめぐらし、深二間二尺許にして、窟あり南に口を開く。

天正九年三月六日、梅岳公、以實門數處那珂郡、築砦於麥野、以據之、那珂郡有龍崎城邑、議使座主臣戍之、先人辭以□崎既戍賀貝山寓田楢尾弓場尾四砦、不能復戍麥野、乃止、是歲又筑紫宮司廣氏津久見□岩、侖陀內人戍之（井樓築開）麥野は今那珂村の大字とす。

（麥野）

海部郷

和名抄、那珂郡海部郷。○今住吉村なるべし、住吉神は安曇氏海氏の祖にして、謂ゆる海童神是也、姓氏錄に「地祇、安曇宿禰、海犬養、海神綿積命之後也、又凡海連、海神男、穗高見命之後也」など見ゆ、海氏の祖廟此地に在りければ、海部郷と名つけけん。

三野城址

延喜式、美野驛馬十五疋とあり、蓋海部郷にして、大津（博多）と太宰府の往來、幷に大津と京路の連絡に充てたる者なり、三野城は此に置かれ、直に防海の衝に當る、博多石城是なり。○太宰管內志云、三野は美奴と訓む、名義未た考へず、この三野城と云は、筑紫營大津城ともある處にして、天智天皇紀「九年二月、築筑紫城二」、續紀「文武紀三年十二月、令太宰府修三野稻積

（美濃）

二域、寶龜三年十一月、置筑紫大津城監」と見え、即博多石城の古名と聞えたり、僧萬里が梅花集に「聖公然實石城人也、日境有島津、有十里松」註に「石城、即筑前博多一なりとあり、(僧萬里は釋仁恭が事にてはなきか仁恭は元朝の人にて、來朝の後博多聖福寺などにも住み、建武の頃に死す、)又海東諸國記に「筑前州有博多、或稱覇家臺、或稱石城府、或稱冷泉寺」ともあり)今の博多の人家より一里ばかり東南方に、今も簑島と云所あり、石城志と云ものに、那珂郡比惠(ヒエ)及簑島の地、是古の博多なりともあり、古へ此石轉甚廣くして、筥崎の地までに續けりと聞えて、菅家文草に「筥崎や千代の松原石たゝみ崩れ世まて君は座ませ」とよめり。

犬養(イヌカヒ)　(比惠)

姓氏錄にも見ゆる海氏の一族なり、今堅粕村の大字に遺るは、海部郷より隣近の石田(イシダ)郷に轉したるなり、大字比惠(ヒエ)も今堅粕に屬す。比惠は北肥戰志に、龍造寺家益、弘安の役の戰功に筑前比伊郷を賜ふと載す。

簑島(ミノシマ)　(伊知)

海部郷の別名ならん、本郷は御笠岩戶兩水の間にして、北は大津(中島郷と曰るならん)に至り、地形島とも謂ふべし、萬葉集に那珂郡伊知(イチ)郷簑島と錄す、伊知と云も海部郷の一名なるべし、續風土記云、簑島は今住吉の枝村の名にのこる。

ふらば降れ御笠の山し近ければ簑島まではさして行てん、(檜垣嫗家集)

住吉(スミヨシ)神社

今住吉村に在り、博多停車場の南十町許とす、國幣に列せらる、海神(ワタツミ)三前の根本にして、神功皇后征韓の時、殊に靈威を發揚したまへる故蹟とす。

神祇志料云、住吉神は息長帶姬命韓國を伐給ふ時、嚴き大威靈を顯はし給ひて、海表金銀の國を、胎中に坐す譽田天皇に授奉れるは、即此大神也、(日本書紀古事記)天平九年幣を奉て、新羅无禮の狀を申し、(續日本紀)大同元年神封三十六戶を充奉り、(新抄格勅符)元慶二年兵部少輔平朝臣季長を遣して幣を奉らしむ、橿日神の神教に、新羅寇を窺ふと云ふを以て也、(三代實錄)延喜の制三座并に名神大祀に班す、(延喜式)即筑前國一宮なり、(住吉社所藏建武三年文書)○續風土記云、住吉祠は往古壯麗目を驚かし侍ると云ふ、然るに、文明二年、宗祇法師筑紫に下りけるときの紀行に「樓門半やぶれて、社壇も全からず、いかにと問へば、此十年あまりの亂ゆゑとかたるも悲し」とあり、此社の神官佐伯昌助は故有て、治承三年伊豆國に賴朝流されおはしけるになれしたしみ、昌助が弟小太夫昌永、治承四年七月、東國にて初て賴朝のもとに參ず、宿志ふかき故に其志を謝せられ、又祈禱の爲に門下の祇侯を許されけるとなん、賴朝かゝる靈應を感し給ひにや、多く神領をも寄附し給ひしと云傳へたり、建武三年尊氏九州下向の時此御社に祈り、其文「寄進筑前國一宮、豐前國河崎庄地、右此度之義兵、遂本懷、新天下之安寧、家門繁昌、所寄進如件、建武三年三月八日、源朝臣判」尊氏ほどなく西國を打隨へ、多くの神領を寄られけるとかや、今は筥崎の宮をば一宮とす、いつのころ何人の改め定けるにや、其後亂世となり博多は戰爭の巷と成りし故、祠官も所をさり神領も沒收され、御社も荒れたりしが、天和二年黑田光之君より祭田を寄附し社を修理し玉ひしかば、國人も敬ひいやましぬ、又此社に大般若經あり、寫本にて筆者は「原田貞種、森帶刀、同彈正、臼杵入道、宿里筑前、杉幸行、長崎新左衛門、同五郞兵衛」など有り、或曰く大內義隆防州にて太宰大貳兼し時、住吉神主佐伯宗能奉正通の二人、社殿の修造を請はんが爲め、寶藏の重器を携へて山口に赴く、其時恰も大內氏に變事起り、義隆自殺し、二人の神主も其變に死したり、之に因り當社の衰殘最甚しきとはなりぬとぞ。

按に、神社考云、神書抄、住吉大神其荒魂在筑紫之小戶、和魂者神功皇后征三韓之時、隨于玉體、而鎮坐攝州、卜部兼員歌曰

西の海檍の原の潮路より顯れ出し住吉の神(續古今集、潮路作波間)

と、釋日本紀にも住吉大神は、筑紫橘之小戶に猶在りと曰へり、延暦八年職判、攝津住吉大社解狀に、

筑前國那珂郡住吉荒魂社三前、

右社者、寶龜二國新羅國時、遣唐使將御社祭、太宰府例供也、并能許島荒御魂、所領從長門國西方九國內、別小島皆所領御魂已了、志賀社、聚新羅時御船挾抄、大月御社、新羅社、實職社也、

此文段の中、新羅國時の下に誤脫あるにや、意旨明白を缺く、能許島は今の殘島、志賀社は糟屋郡に在り、御船梶取安曇氏の齋祀る神也と云ふ、大月(オホカラ)は即任那國にして、新羅と共に歸服の時に、大神の荒魂を齋祀ると云也、

橘之小門(タチバナノヲド)址　(小戶)

又小戶(ヲド)之檍原(アハキハラ)と云ふ、書紀の住吉神社の地にして、江流の狭門を云へり、神功皇后征韓の時、此國にして神教を請ひ玉へるに方り、住吉大神御名を顯はして出てたまへる事情より推し、太古の傳說に云へる、伊邪那岐大神の禊身したまふ小戶も、此處と想はる。

續風土記云、釋日本紀曰、住吉神、本在筑前小戶、即神功皇后初遷居於攝津江耳、宗祇の書に曰、橘小戶、筑前國立花是也、斷習が神中抄に曰、住吉神本筑前小戶に有、神代卷抄に小戶は今日向小戶岩屋なりと書けり、此說甚非なり、いかんとなればこれを日向の國人に問ふに、鵜(ウド)戶岩屋といふ所はあれど、小戶の岩屋と云ふ所はなく、冒合唯一記に曰、日向鵜戶權現は鸕鷀草葺不合尊是也と、然ば日向に有るは則鵜戶にして小戶に非るよし明なり、左れば宗祇法師が筑紫紀行にも、住よしの松の梢過と書けり、今案するに住吉の村より北なる田いにしへは潮入し

子嶋なりしが、年々に埋れ漸々田と成けるならし、御社は松の一村茂れる中にあり、西に向ひて立ち玉へるは、異賊降服の相を示し玉へるなるべし、社前に長池有て、宮所靜けく神さびたり。（古事記云、伊邪那岐大神爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘、小門之阿波岐原而、禊祓也（中畧）十二神者、因脱著身之物所生神也、於是詔之、上瀬者瀬速、下瀬者瀬弱、而初於中瀬降迦豆伎而滌時、所成坐神名八十禍津日神、次大禍津日神、此二神者因汙垢而所成之神者也、次爲直其禍而、所成神、名神直毘神、次大直毘神、次伊豆能賣神、次於水底滌時、所成神、名底津綿津見神、次底筒之男命、於中滌時所成神、名中津綿津見神、次中筒之男命、於水上滌時所成神、名上津綿津見神、次上筒之男命、此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神、以伊都久神也、（中畧）其底筒之男命三柱神者、墨江三前大神也、於是洗左御目時所成神、名天照大御神、次洗左御目所成神、名月讀命、次洗御鼻時所成神、名建速須佐之男命。○日本紀神代卷一書曰、伊弉諾尊往至筑紫日向小戸橘之檍原、而祓除焉云々、又一書曰、伊弉諾尊欲濯除其穢惡、乃往見粟門(アハノト)、及速吸名門(ハヤスヒナド)、然此二門潮太急、故還向於橘小門、而拂濯也、于時（中畧）入水出吹、生大地海原之諸神矣。○按に、小門の神代史に見ゆる者は、高天原の事なれば、本來神道の所説に屬し、人間國土の常識を以て盡し難し、況且半面は神、半面は人、神人相半の状あり、遂に是人間國土の歷史眼を以て論する限にあらじ。然れども神功紀に曰ふ「今如此言者、此三大神者、當在筑紫橘之小戸、若今在攝津國墨江如何、答曰此神荒魂者、猶在筑紫、但和魂獨在墨江耳、案神功皇后紀云、皇后親爲神主、於是審神者曰、有言乎、則對曰、於日向國橘小門之水底所居而、水葉稚之出居神(ミナハモワカヤイタヰ)、名表筒男中筒男底筒男神之有也、時得神語隨教祭之、然則此神本在筑前小戸、即神功皇后行軍居於墨江耳」と、小門の人間國土的地點は筑前なる住吉荒魂神社たること、論斷して疑を容れず、今且之に據るのみ（又近日住日の神詞は書紀通證云「八幡本紀曰、此神今座筑前國那珂郡礒崎(フクサキ)筑紫石邊」と、亦小門の近地なる如し、礒崎は福岡城の舊名と云ふ、然れとも八幡本紀は採擇未決の書也）又筑紫日向とは古筑紫洲の總稱にて、橘の檍原も其花木の生茂れる原を呼べるのみ、共に固定の地名にはあらじ、通證に續風土記を引き「□屋郡有立花山、那珂郡有住吉神社、席田郡有青木村、去住吉一里許、早良郡姪濱有小戸、今小戸存、其側有青木村、此地瀕海、而亦有川流、云檍原、卜部兼直歌作阿乎岐我原」と、多く同名の地を擧けて其古蹟を說けど、煩碎にして要領なし。

（檍原）

たちはなの小戸の鹽瀬にあらはれて昔ふりにし神ぞこの神（新後拾遺集）　津守　國夏

再按、この小門の禊所は、古事記に「竺紫日向之、橘小門之、阿波岐原」と云ひ、日本紀には「筑紫日向、小戸橘之檍原、檍此云阿波岐」と註し、延喜式大祓詞も同し、然るに神功紀にのみ「日向國橘小門」と錄したり、後人此日向國とあるに據り、筑前の住吉社を以て、神代卷の禊所と相違る所なしと論ずるあり、是れ大に誤れり、神功紀の辭は神代卷を承けたる也、日向國云々に拘りて他を顧みざるは、本末詳畧の所以を知らざる也、日向國云々は略言也、末辭也、日向の上に筑紫とあるべきを省略したるのみ。且古事記神功の段の「此時、其三柱大神之御名者顯也」とある注解に參照し、此神は當時神功皇后の□在し玉へる海神國の海神(ワタツミ)なれば、即此地に出現して、其靈驗を顯揚したまへりと決むべし、襲の日向は海神の國に非ず。又橘穗とは柑橘に似て異なる木ならん。

那津(ナノツ)

博多大津の古名にして、那珂は儺又灘に作る、儺縣（縣此に國と云ふに同じ）の津口なれば也、齊明帝行幸の時改稱して長津(ナガツ)と曰ひ、天智帝長津宮に御して、海表の軍政を聽きたまへり、即此とす、和名抄那珂郡中島郷の地にして、海部郷（住吉村）の北に接す。安閑紀云、□曰、夫筑紫國者、遐邇之所朝屆、去來之所關門、是以海表之國、候海水以來賓、望天雲而奉貢、自胎中之帝、洎于朕身、收藏穀稼、蓄積儲糧、遙設凶年、厚饗良客、安國之方、更無過此、故朕遣阿蘇仍君、加運河內國茨田郡屯倉之穀、蘇我大臣宜遣尾張連運尾張國屯倉之穀、物部大連宜遣新家連運新家屯倉之穀、阿倍臣宜遣伊賀臣運伊賀國屯倉之穀、修造官家那津之口、又其筑紫肥豐三國屯倉、散在懸隔、運輸遙阻、儻如須要、難以備率、亦宜課諸郡、分移聚建那津之口、以備非常、永爲民命。○按に安閑紀に見ゆる那津の口の屯倉は、勿論此地に置かれ、後齊明天智の朝に長津宮と稱せしも、此屯倉に外ならじ、然れとも別に三宅郷存するを見れば、津口の南二里なる地に、倉庫を建置せられしを知る。齊明紀に「御船至于娜大津(ナノオホツ)、居于磐瀬行宮、天皇改此名曰長津」とあるは、娜大津をば長津と改め玉へるにて、長津と磐瀬を混同すべからず、而も本文の書樣混同の看あるは、當時の習俗那の津口と屯倉、即長津と磐瀬を兩處にして一地と做しゝならん、共に筑紫太宰の府下なりければ也、安閑帝此屯倉の設立は、やかて任那太宰府の□として筑紫太宰府と爲れる過渡たる事、史家の當に留意すべき所とす。

（娜大津）

垂仁紀、任那人歸化の條に、

于斯岐阿利叱智干岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、到于穴門時、其國有人、名伊都都比古、

と見ゆ、此穴門は那之門(ナカト)と讀むへく、伊都都比古は即伊都(イト)の縣主ならん、穴門は豐浦（今長州）にもあれど、筑紫なる那津も亦之に擬すへくして、豐浦の長門國には伊都都比古に擬すべき有力の證なく、而も筑紫伊都國主の豪勢なりしことは、伊都國の條に述ぶる如し、然らば此穴門は筑紫と定むべき者とす、阿那止那加止の辯、長

四國に渉に詳にせず、今此に之を省く。○太宰管内志云、那の津は博多の古名なり、今の三宅村より仲村のあたりをいふなりけり、三宅村は今も博多より二里ばかり南にあり、三宅より仲村まで又一里もあるべし、此辺は入海潮くあせて、陸地の遠くなるにつけて、那津の人家をも又北方にうつして、遂には今の博多の津にいたれり。（以上、此管内志、三宅村の邊まで海水の浸したりと云ふは、其據も想像のみ、那津は後の博多にして、北邊と云ふも古に出づ、後世博多の津口は變改ありしと雖、大體の位置に於て異は不所なし、往時那珂川御笠川と合流し、櫛田濱より住吉の辺まで入江なりしは明白なれど、猶其上流三宅村長人郷（仲村）の高地まで、海水浸入せりと云ふは、何に據るか、三宅郷以南は全く洪積層并に第三紀層の原野とす。

中島郷

和名抄、那珂郡中島郷。○今福岡市の東部なる博多市街なり、中島とは息濱の地形也、古の那津にして、中世以降專ら博多と曰ふ、御笠（一名比恵）と岩戸（一名那珂）二水南より來り、北は海汀なり、南は海部郷住吉に至る、當時息濱は河海の間にして、洲とも謂ふべき地なりき。

博多

今福岡市に合同す、福岡の東に并び、那珂川を隔つ、舊を以て論ずれば、福岡も博多の境内とす、慶長中黒田長政に城を起し、博多の西境を割き福岡と名す、是より博多と福岡と並立したり。近年市制を布き、合同して福岡を以て之を呼ぶも、全市民口六萬二千の中、四萬は博多とす、鐵道停車場は博多の南に在り、門司へ四十七哩、熊本へ七十四哩。

續風土記云、博多は元禄中通路の數九流、凡百十三町、外に濱町あり、此地古來よりもろこし舟の着し處にて、太宰府に近ければ、上代太宰府を置きし始より、博多町も立けるならん、續紀には仁明天皇の御宇、新羅人筑前大津に來るといへり、大津は博多をさしていへり、三代實錄、貞觀十一年、太宰權少貳坂上瀧守の奏上文「博多是隣國輻輳之津、警固武備之要」とあり、此によれば博多莊津一所なりと見えたり、然れば博多は町をさして言ひ、大津とは博多に舟の着く處をさしていへるなるべし、○菅聖が梅嶺集に、過起公主、館客時の序に曰へる「起公無恙、石城人、其境有烏津、有十里松」其注に「石城郎筑前博多也、烏津又號冷泉津」といへり、唐土の書には博多を覇家臺、或は八角島なとゝかけり、海東諸國記にも博多或は冷泉津と稱し、又石城府ともいふよし見ゆ、是れ兵營ありて兵備の盛んなる事を、異國の人にしめしけるならん、續紀、寶龜十一年勅曰「筑紫太宰府、僻居西海、諸蕃朝貢、舟楫相望、由是簡士馬精鋭、甲兵以示威武、以備非常」といへり、朝野群載に博多津警固所より、唐船の來りし事を朝廷に告る文あり、古來西海第一の要津たりしこと想ふべし、此地今の町の中ほどに、昔時東西に通ずる入海有り、袖の湊と云ひ、唐船の入し所と傳ふ、後世埋もれ、今は横一間許の溝東西に通ぜり、街大水道と號す、又其北なる沖濱には石堤長く連なりて、東は荒津多々羅に至り、西は今津に及べりとぞ、是は上古より此邊の海濱に、異賊のふせきのため、石壘を築しが、其後崩れたりしを、文明弘安のころ、蒙古の賊兵しばしば來りて本朝を攻しかば、其石壘を修補しける也、大内家繁昌の時は、袖の湊の入海より南を守護領として、大内より治む、濱の濱は大友の領なりしといへり、海東諸國記に博多の居民萬餘戸、小貳殿大友殿と分ち治せり、小貳は西方四千餘戸大友は東北六千餘戸と有り、此書成化七年に成れり、我朝の文明三年に當りぬ、此後大友氏と大内家と此地を爭ひ合戰、天正の時に至りて大友家と龍造寺度々合戰有しかば、僅にも殘りし民家さへ、又兵火にやかれて焦土となりぬ、天正十五年六月に、豐臣秀吉公島津の服せざるを攻んとて、九州に下向し給ふ、島津程なく降參有しかば歸路に上らせ、六月三日箱崎に至り玉ひ、同十日博多のあとを見玉はんとて、箱崎に來り博多に來り玉ふ、此時博多の富商神屋宗湛といふもの侍候しける、十一日、秀吉公博多を再立せんとて、指圖を書せ玉ひ、縱横の小路を割り、民屋をいとなみ作らせらる、其時秀吉公發句に「博多町いく千代までやつのるらん」次の句を黑田孝高休夢繼れける「立ならびたる門の賑ひ」○筑前舊志略云、この博多と云へる名義は、近世或人の考に、此海港の形は鳥の兩翼の如くなる故、羽の形と云へるより名附しならんと云へり、明人薛元僖が武備志日本考に、國に三津あり、皆商船の聚る所、海に通ずる江なり、防津、花旭津、洞津、三津唯坊津を總路とす、客商往返に必由る、花旭津を中津とす、地方曠濶にして人煙湊集す、中國の海商此地に聚らざるなし、洞津を末津とす、地方山城と相近けれども、貨物或は備り或は缺く、たゞ中津には有らざる物なしといへり、海東諸國記に其戸數一萬戸とかけり、太閤記には往古十萬戸有しとす、此十の字は一の字の誤ならん、古へは南北の中央に東西に通ずる入海ありて、袖湊と云ふ、濱の濱と云へるは其港より北を云へり。

（石城）

（袖湊）

舟出してはかたやいつこつしまには知らぬ新羅の山ぞ見えける（夫木集）津守國基　海はらは博多の沖にかゝりけるもろこし舟の時つくるなり（同上）兼昌　松浦潟そての湊にこきよせんもろこし船の泊もとめば、（同上）唐人は志賀の小島に舟出して博多の沖に時つくるなり（堀川後百首）仲實　我戀は博多をいつるから船のゆたにたゆたに追風ぞまつ（夫木）

古刀銘鑑に、大永の比、筑前物に「[illegible]」と刻める由見ゆ、博多金剛鍛冶の作なるべし。

延喜式、太宰府海路、自博多津、壹岐渡津、[illegible]行程五

束。○後紀、弘仁五年、新羅人辛波知古等二十六人、漂着筑前國博多津、問其來由、遠投風化。○扶桑略記云、賊徒大敗、浮海到太宰府、便所儲軍士、出堅（博多石堅）防戰、爲賊被敗、于時賊虜取太宰府累代財物、放火燒府舍、官兵部内之間、官使小野好古、引率武勇、自陸地行向、藤原慶幸大藏春實等、被棹自海上赴、向筑前國博多津、賊即待戰、一擧欲決死生、春實被髮裸袒亂入賊中、恒利遠方等亦相隨、遂入賊得數多賊、々陣更乘船戰之時、着火燒船、賊衆遂破、悉被擒殺、所取得賊船八百餘艘、中箭死傷者數百人、恐官軍威入海男女、不可勝計、賊徒主伴共各離散、或亡或降、分散如雲、純友乘扁舟、逃歸伊豫國。本朝世紀、天慶四年條云、藤原純友、今年五月廿日、於太宰博多津、爲使右近衞少將小野好古朝臣等、被討散、遁行伊豫國之日、斬殺。

筑前城下作　　　　　菅原　道意

伏敵門頭浪拍天、當時築石尚依然、元和復溯遺安在、神后征韓事久傳、城郭空浮春浦月、紋鉞號旗暮潮烟、昇平有象君看取、處處乘槎賈客船、

船のみなと櫓泊手にさわく哉　　　　　信興

博多は西蕃來航の門戸に當り、遣唐遣新羅の使船を停められし後と雖、商賈の來着時々にありて、久しく九州の外國貿易市たり、日本紀略小右記等に其事を記するもの、承平六年、永延元年、長德三年（南蠻）寬弘二年、寬弘六年、長和四年、又は寛仁四年、承保四年、承曆四年等の條に外蕃來舶の事見ゆ。

博多に侍りける唐人ともの、あまたまうてきて、日本をとふらひけるによめる、

たらちねに別れぬる身はから人のことに問さへ此世には似ぬ（散木）

海東諸國記云、博多或稱霸家臺、或稱石城府、或稱冷泉（レイゼイ）津、或稱筥崎津、居民萬餘戸、小二殿與大友殿分治、小二西南四千餘戸、大友東北六千餘戸、以藤原貞成爲代官、居人業行商、琉球南蠻商舶所集之地、北有白沙三十里、松樹成林、日本皆海松、唯此有陸松、日本人多上畫、以爲奇玩、往來我國者、於九州中、博多最多。○武備志云、山城君所居名耳、倭不貢其貢介、內相攻、强則役屬、而豐後最大、其入貢必由博多、歷五島而行、回則從長門、每歲清明後、至五月、重陽後至十月、常多東北風、利入寇、故防海者、以三四五月爲大汛、九十月爲小汛、其入寇多薩摩肥後長門三州人、次則大隅筑前筑後博多日向豐前豐後和泉、薩島最多、其人好殺、每寇必服列旗、爲蝴蝶陣、前一人揮白扇、爲號止。○宗祇紀行云、博多のさまを見侍るに、前に入海遙にして、志賀の島をみわたして、沖には大船多くかゝれり、唐土人もや乘けんと見ゆ、左には大なき山共重なり、右は箱崎の松原遠く連なり、佛閣僧坊數もしらず、人民の上下門をならべ軒をいらべて、その境四方に廣し。○九州軍記云、天正十五年、秀吉公は六月七日箱崎（ハカタ）の津に御着陣、夫博多は昔より繁昌の津にて、地博く人多く、繁昌して家數十萬軒に及し所なるに、近年龍造寺大友度々の取合に、民家商屋一宇も殘らず兵燹に罹り、只焦土とのみなりしを、秀吉公憐み玉ひ、奉行を申付られ、町割をなさしめ、離散したるもの共を集め、本の如く家作して、市店の業をなすべしと、多くの金銀を賜り、再び繁榮の市坊とは成にける。

沖濱（オキノハマ）

太宰管内志云、竹崎五郎兵衞詞曰、亭長申上候、去年十月廿日、蒙古合戰の時、箱崎津に相向ひし處に、賊徒博多に責入候と承はる、博多に馳向ひ候ひしに、其日の大將太宰少貳三郎左衞門景資、博多の沖濱を相堅めて、一同に合戰すべしと相觸云々、古圖を按ずるに、今の北西川は昔住吉と博多の間を流れて、瓦町の西にて那珂川へ入る、只東北に入海有て、寺町の邊に至り、是より西南に折れて那珂川にをはる、此入海の北を沖濱と云ひ、西南端に橋ありし也、北條探題館も沖濱に在り、又海中に石堂等々に連なりしとぞ。○按に、今も沖濱の巷に、館內（クワンナイ）町の名のこる、然れども是は探題（タンダイヤカタ）館の址にはあらじ、鴻臚の館內のみ、二者は分別を要す。

（館內）

沖濱は古書に息濱に作る、近人息濱をイキ濱と訓み、早良郡生松原に引き附けたる者あり、息は古訓オキにて、神功皇后の御諱を息長（オキナガ）帶姫と申すにて悟るべし、又博多日記に

（息濱）

息濱菊池宿の處、早く菊池打出たる間、息濱のすさきより廻て、櫛田濱口に菊池むかへたる處に追懸たりき、

とあるにて息濱も櫛田濱も、博多の海汀なるを悟るべし、又此濱には鴻臚館ありて、園太曆に

貞和六年四月、此間宋船來朝之由風聞、一艘着岸于筑前國息濱津、大元定讓山和尚以下、日本禪僧十八人、幷船主宋人十一人來着

とあるも、古の津館の餘習を見る、大友文書に元弘三年八月、大友貞宗へ博多息濱を勳賞ありしと云ふ、此埠頭の事也、海東記に、大友が東北六千戸と云ひ、亦此息濱を指す。

博多鴻臚館址（ハカタコウロ）

博多の津館并に津廚の事、古書に見ゆれど、後世詳ならず、然も此の時に廢したるにや、不詳、（國人松田氏云、沖の濱の樂寺址の東に、大內探題址と傳ふる地あり、鴻臚の遺跡なり、貝原氏の館內町と曰へる即此）三代實錄云、貞觀七年、太宰府言、大唐商人李延孝等六十三人、駕船一艘、來着海岸、仍安置鴻臚館、隨例供給、同十一年、太宰府言上、往者新羅海賊侵掠之日、遣士[illegible]、[illegible]不肯行、謂跡[illegible]因、特張意氣、鴻臚館幷津厨等、離居別處、無備禦[illegible]、若有非常、難以應猝、[illegible]今居諸國、常事遊猟、徒免課役、冬賞[illegible]、請配置[illegible]、以備不虞、[illegible]因浮[illegible]之性、衣食難得、[illegible]五十人

爲一番、勉加警護、能鍊武術、又還右近衞少將坂上瀧守於太宰府、遣宮守田、件由、筑西寄是最之外朝也、千里分行、一方寫車、要得固有按堵、非常無闕、宜令瀧守勾當警固之事、瀧守言、博多、是隣國輻湊之津、警固防禦之要、而堺與鴻臚相去二驛、若有不虞、倉卒難備、請移置統領一人選士四十人、於鴻臚、詔從之。○筑紫の鴻臚を後拾遺集に博多館とあり、

筑紫よりのぼらんとて、博多にまかり館のきくおもしろく作りけるを見て、　大貳　高遠

をりわきて我身に露や置つらん花よりさきにまづぞうつろふ。

博多(ハカタ)石壘址

此石壘は三野(ミノ)城址の下に見ゆる如く、筑紫嘗大津城と稱し、天智帝の經略に創まりし也、菅家は之を石たゝみと云ひ、純友は此壘を破りて太宰府を犯す、文永弘安の蒙古來寇に至り、石壘の名大に著る、博多を中心として左右數里掛同濱の沿岸を經へり、今に所々に遺壘を見るべしと云ふ。○太宰管内志云、姪濱の紅葉原に小高き土手あり、異國襲來を防ぐ爲に築く所なり、今は石垣は見えず、地下には所々に殘れり、其石に國名刻付たり、是は古へ此土堤を築かし時、其家武家の命に從ひて、九州の人々集り築し故に、其國名を記せしならん。伊藤鴻云、博多石壘は、西志摩郡今津に起り、東は糟屋郡名島に至る、或は云、宗像郡勝浦に及ぶと、(今津より勝浦に至る凡二十五里十四町餘と云ふ)其間設けざる處あるも、沿岸要地は皆營造せり、就中博多今津の間は最堅牢なりとす、弘安九年薩摩記録印文書、此修築を記し、費用一町一百文強に當り、一里は三貫五百文許に當れり、其高さ諸氏文書に見えず、筑前續風土記に二間許と云、他書或は二三丈と云も恐くは實に過ぎん、今現存するものは地上一尺四寸より、六尺に至る、地勢に從て高下あり、大抵一尺以上一丈有餘に築し者歟、今實檢するに、名島多々良濱、箱崎松原千代松原、博多、福岡一帶の地、石壘の形跡地上に顯はれたるものなし、其故は小早川隆景名島築城の時に當り、古壘を毀ち其石を取り去れりとぞ、荒戸山伊崎の石壘は殘存す、現然として百道原に接す、興實寺山より中隈山の間又壘址あり、小戸山以西生松原を過ぎ長垂山に抵る、其間凡十町餘壘地現存し、東端高一丈八尺許、陵夷して西に走り、其端卑低僅に凸形を爲す、長垂山の西麓太刀洗川を隔て松林あり今宿に接す、其間又壘址を存す、今津毘沙門嶽より草場山に迄る海濱二十四町餘、石壘連亘し、其高凡一丈五尺許、外面險欲にして内面陵夷せり、松樹は内面にありて外面に植ゑず、壘を中斷して道一條を通せり、凡博多沿岸の壘址、歴然當時の規模を存する者、今津を推して第一とす、又云、文永八年九月、幕府鎭西の將士に令し、兵を發して筑前の要地を警衞せしむ、建治元年箱崎姪濱等の地に津番を置き、博多津番役と稱し、大抵三閲月交替、或は一月二月にして役を終るもあり、元亨元年に至る凡五十一年の間、津番役の事、諸氏の文書に散見す。

攻倭取北京　宋人鄭所南

東方九種倭一衢、海水截界自區宇、徐福廟前秦月寒、猪惡當時高政苦、厥今犬羊貪猶獷、瞳目東望心如虎、驅兵駕海氣吞空、勢力雖強天不與、鬼吹黒潮播海飜、雹大於拳密於雨、七千戸艦百萬兵、老龍怒取歸水府、犬羊發怒與天敵、志士悶々病如蠱、歸身嶺峯一笑時、萬古萬古萬萬古、

博多懷古　　廣瀬　淡窓

落月河沿渡、宿鷺暮樹棲、一點千燈樂、當年千家夢、

博多織の博多帶は近世の事ながら、博多打と云物、殿閣頃の文書に見え、京都に博多打の一座ありて之を商賣せり、打とは打紐の類にして編組なり、織物とは異なりしごとし、此地は太宰府の頃、外國交易の事もありしと見はるれば、市民の商工の業を營みたる者、古へよりさかりけん。筑前續風土記に櫛田宮鐘銘を載せ、敬白、筥崎大明神宮寄進鐘一口、筑前國博多記等、二世心中所願決定云々、(此に諸人の交名あり)正平廿一年丙午三月三日、講衆等敬白、

此講祀講衆と云ふは、市民の神佛に托せる結社なるべし。天正中、富商神谷貞清(紙屋宗旦とも云へり)博多商津の二港より、朝鮮暹羅國并に南蠻の各地に往來して貿易したりと云ひ、楠貿の利、金銀、織布の業、鍛冶の業等、商工の道に於て後世を益する者、多く神谷の計畫に成ると稱す、其織機の事は、承天寺開山聖一國師の從士、滿田彌三右衞門宋國にて之を習得し、朱熹織物などと共に傳來したりとも曰ふ。筑前國續風土記云、唐織綢は世間に博多織と云ふ、古へ博多に唐船來りし時持て渡りたり、其時織工の家七十軒、用ゐられ今に殘りて玩具となる、爲の下竹の下などの類なり、黒田長政の時、竹若伊三郎と云者、唐織を能せしかば、竹若家に是を習ひ得て織る、是より前は竹若家には組網工をのみ業とせり、唐織の綢帶強くして久敗に堪ふ、諸國に珍賞す、今生綢も竹若家より織出す、製法尤精し。筑前續風土記附錄云、博多織は彌三と云もの其法を宋國より傳ふと稱す、黒田長政の時、彌三の遠孫彥三郎唐織を能くせしが、其業を竹若の家に傳へたり、而して今の帶羽織に用ふる厚絹は何の頃始りしかを知らず、長政の時代には博多帶の事見えず、後は帶のみを專織りて、他國に發賣しければ、其術廣く行はれて、享保の頃は福岡にても織りしに、寶曆明和の頃博多にて十二戶を限とし、新に織業を起すを禁ず、故に各其好を競へり、又同じ頃綿織とも木綿糸にて浮紋を織るあり、木綿博多織と稱す、これも六戶を限りとせしが、賤品なる故に後には絶えたり、糸を經、木綿を緯としたる浮紋の帶は、十二戶にても製せり、寶暦末より經年織物を製

府へ献ず、之を定格献上と稱す、石城志に往古太宰府の筑紫絹とあるは恐くは當津の產なるべしと云へり、抑博多織はもと厚糸織と稱して、撚來せる細織の糸數縷を合せて經緯とし、強くして久しきに堪ふること、他絹の及ぶ所にあらず、厚密にして今製とは別品なり、文化の頃より細縷にては工夫を費すを厭ひ、丹波糸を用ゐ、販路を廣めんが爲め江戸に出て辛苦する所あり、博多織の事を劇場に仕組む、而て東國に於て摸擬品盛に製造せられ、織屋并に販路の狀勢年々に變し、近年には本市中織屋九十戸、工人六七百と曰へり。○續風土記云、筑前の劍工は、昔太宰府の有智山に正應と號せる良工あり、藥切丸を造れる事世に傳ふ、博多津には西蓮と云者あり、安藝國の良西の子なり、銘には「筑前國談議所西蓮法師國吉」と刻めり、其子を沖濱左衞門尉安吉と云、貞和の頃のものにて、正宗が弟子なり、尤上品なり、其銘には左の字を刻めり、故に世俗左文字と稱す、其子も安吉と稱す、是は建武の頃の者にて始めは來太郎が弟子たり、後に五郎入道正宗か弟子となり、沖濱左衞門三郎と刻む、西蓮が弟子に實阿と云者あり、銘には宇美實阿と刻めり、安吉が子孫數代業を傳ふ、金剛兵衞盛國は博多に住し、末の左文字の外孫とぞ、其子孫三代共に盛高と稱し、皆名工なり、黑田家入國の後には、鍛冶を置き、兵器を造らしめらる。○又云、練酒は亦博多の名物なり、其色練絹のごとし、大永中に死せる肖柏が三賞記にも「酒は九州の練貫、加州の菊花、天野の出群なるを好む」とあれば、昔より其名ありしと見ゆ、何世の釀し初めと云ふことを知らず。

豐國（トヨクニ）**神社** 博多奈良屋町に在り、筑前續志畧云、此社は昔富商神屋宗湛豐公の恩遇を蒙りたる故に、公薨去の後密に自宅に祠を建て祭りしなり、公は此津の再興をなし玉ふを以て、土民永く之を德とし、明治十九年は再興の年より恰も三百年に相當したるを以て、豐公の厚賜を謝せんとて、市人官に請て舊社を更新す、今寶物に博多町割間杖あり、銘曰「時天正十五年丁亥、林鍾四月壬申際、博多町割吉辰、宗湛」○會津新編風土記、加須屋文書、豐太閤教書云、

一九州一篇に被仰附、薩摩之内島津居城五里六里之間に被立御馬、可被刎首刻、葉久かみをとり捨、一命走入候條、被成御免、去八日被付出候事、

一然上、當所被成御逗留、國々置目等被仰付、御貌明次第、筑前國至博多、被移御座、御地より大唐南蠻國之儀者候間、丈夫に城普請可被仰付候、然者高麗國へ被差遣人數可被御成敗事。

櫛田（クシダ）**神社** 今博多の南西偶に在りて、祠傍を社家町と云ふ、蓋肥前櫛田神を同く、奇稻田姫を祭る者歟、而も社說に大若子云々と云ふは、伊勢の櫛田に附會する如し。○續風土記、垂仁天皇の御宇、越の國の凶賊阿彥といふ者を平らけにまかれとて、大若子に勅して標劍を賜ふ、則幡を擧て輙く退治せしかば、其功を賞して大幡主命と名を賜はり、伊勢にも櫛田の社あり、又祇園社は、天慶四年追討使小野好古朝臣、博多の津にして合戰有り、神の助を賴らんため、此所に祇園の社を勸請せりといふ。○櫛田社記云、元弘の亂に、菊池は北條英時を攻んとて、太宰府大道より見渡關を過ぎ、管絃橋を過ぎ、櫛田社前になりしかば、入道馬より下り、必敗とは極めたれども、猶も神力を祈り、朝敵誅伐を願ふとて、鏑矢一筋とり出し、一首の歌詠を獻納す、「武士の矢猛心の一すぢに思ひいるとは神や知るらむ」云々（この文は太平記より出でたるもののごとし、博多日記に符合せず、疑ふべし）博多日記云、正慶二年三月十三日寅時、博多中所々火を附燒拂、寂阿（菊池武時）より筑州（小貳貞經）江州（大友貞宗）に使者を立申云、宣旨の使に罷向候、急可有御向の由申廻、（中略）松原口辻堂より、御所（探題館）に押寄るの處、辻堂の在家に火付たる間、不及押寄して、早良小路を下り、櫛田濱口に打出、（中畧）其上櫛田濱口より櫛田宮へ打入、此は御所かと云て二三反宮を打廻り、郎人二人を打ころす、云々。（史學雜志云、されば當時寂阿の手筈相違し、あはてて濱手より櫛田社へ亂入し、此をば探題館と思違ひて人を斬る、即寂阿の敗死をば神罰を被りたりと、世に評判したるならん）

(見渡關址)

博多日記の辻堂（ツジダウ）と云ふは、今櫛田社の東なる承天寺の門前に辻堂町の名のこる、早良小路及び探題館も此を距る遠からじ、櫛田社と探題館を思違したるは、位置の相近接したるに由るや疑なし、然るに貝原氏は當時の探題館の舊址を姪濱に在りと曰はる、此解釋如何、或人博多古圖を示さる、是は太平記櫛田社緣等に據り、後人の擬定したる者なるが、辻堂町の條を南へ路を通じ、之を太宰府大道見渡關（ミワタシ）と標しぬ、其路の西櫛田宮の東南に大友探題館と標す、即足利時代の大友大内二家共治の頃の事態を指すと雖、而も又北條探題の舊址を、大友と誤りたりしやの疑あり。

博多の見渡の關、管絃橋（クワンゲン）の名は、九州軍記にも見ゆ、永祿十二年四月、藝將元春隆景、已據立花、方是時、肥筑叛者皆爲嚮破降、獨鑑種在、計日克平、而藝侯父子、驟率大軍至、西州大震、（九州軍記下同）五月、豐三將率三萬五千人、進至博多、梅岳子軍海濱、臼杵子軍博多松林西、右見渡關、據河以扼南路、吉弘子軍櫛田祠前管絃橋北、東面、遣驍卒多多良汀挑、十八日大戰多々良汀、兩軍十萬、發銃鼓譟、聲聞十餘里、死屍山積、藝人走保立花、據險自固。（井樓纂聞）○太平記九州軍記等は往々信據しかたき所あるも、博多日記の記事は大畧徵證に供すべし、寂阿入道爭戰の狀、尙考覈を要す。松田氏云、管絃橋は櫛田祠の南にて、昔の

比恵川の河道に架したり、今北町口と云ふ地にあたり、其邊を川端町と云ふは昔の櫛田濱なるべし。

博多探題館址（ハカタタンダイ）

櫛田社の邊にて、一圖に櫛田社の東南に大友館跡と云ふは、本鎌倉探題の御所なりしを、足利幕府の世に大友の居館にも濫用せられし歟、鎌倉の時は北條氏の一族、時定、兼時、定宗、實政(上總介)隨時(阿曾遠江守)英時(赤橋修理亮)等之に任ぜらる。

博多探題は太平記に「永仁元年(正應六年)より鎮西に一人探題を下され、九州の成敗を司らしめ、異賊襲來の守を固くす」とある者にして、島津文書

依異賊警固、所下遣兼時(北條越後守)時家於鎮西也、防戰守事加評定、一味同心可運籌策、且合戰進退宜從兼時之計、次地頭御家人、並寺社領本所一圓地事、皆守護人之催促不叶者、可注申、殊可有其沙汰之由、可相觸、薩摩國中之狀、依仰執達如件

正應六年三月廿一日　陸奥守　相模守

然れども之より先き、時定(六郎遠江守)の下向ありて、弘安五年の事とす、其時定の館は姪濱なり、故に此探題館の所在は姪濱なりとも、博多なりとも傳ふ。博多日記に依れば、英時の探題御所は博多なること明白とす、貝原氏の説に英時の館も姪濱浦山なりと云へるは、採り難し。尚考、北條英時の探題館は博多たるへきこと明白なれど、太宰管内志の如きは、博多の沖濱に在りと云へり、沖濱は石壘を築かれし汀にて、鴻臚館も其邊にありし也、然れども博多日記に三月十三日探題館を櫛田河に思ひ違ひしたるを見れば、確々乎として沖濱に非ずと論ずるを得ん、但し五月廿五日の英時自刃の城寨は、本館にあらずして姪濱の浦山なりし歟、是れ自ら別問題とす。正慶鎮西志(一名博多日記)云、正慶二年三月十一日、肥後國菊地二郎(武時)入道寂阿博多に付畢、同十二日出仕遲參之間、不可付着到之由、侍所問答之間、及口論畢、同十三日寅時、博多中所々に付火燒拂、寅剋より筑州江州に立使者申云、宣旨使に罷向候間、尤可有御向之由觸廻る、筑後入道殿は陣所にて此使二人が頸を切、十三日夕方被進匠作方まで、菊池[illegible]松原口辻堂より御所に押寄之處、辻堂之在家火附たる間、不及押寄して早良小路より下りにわめいて懸、宣旨之御使七人參て可附着到之由ののしりて、櫛田濱口に打出、沖濱一面菊池黨并一門等旗あまた捧てひかへたり、爰に息濱(オキノハマ)菊池宿之邊、早く菊池打出たる間、息濱のすさきより廻て、櫛田濱口に菊池ひかへたる處に追廻たり、即及合戰、武田八郎は手負、さて御所に押寄及合戰、十六日、筑州江州以下大名并御家人等御所に參籠。

英時滅亡の後、大友少貳島津の三氏共同して九州の國事を視たる事もありて、山田聖榮自記に「先代迄は九州探題とて、當時(英時)居住候、其後は探題職なし、島津貞久下向に附て、九州に於ては大友少貳島津殿奉行頭として、國々可有寄合之由被仰下、去に依て博多の松口と申所に居形作有て、松口殿と申」と載せたるは此際なり。已にして南北の大亂と爲り、足利家より探題を差遣したるも、蝸蠻の爭ありて鎮守の府なく、博多は大友少貳二氏の分守區域に任せられたるごとし、少貳の衰ふるや大内氏の兵來り之に代り、大友大内相競ふ、今博多に大友大内二氏の館址と傳ふる者は、蓋當時の事に屬す。

石堂（イシダウ）(比恵川)

博多の東堺、御笠川(土俗比恵(ヒエ)川と云ふ)の畔を石堂町と曰ふ、東北は堅粕千代の松原に連る。○續風土記云、俗諺に博多七堂と云は、普賢堂、辻堂、石堂、沖の堂、瀧堂、脇堂、瓦堂也、是古昔佛堂の有し處にや、今は佛堂は無くして町の名のみ殘れり、此石堂は博多東の堺也、川に橋を渡せり、筥崎及び粕屋の郡に通る、此川昔はなかりしを、大友の家臣臼杵安房守堀らせたりといへり、故に今川とも云、此比恵川は[illegible]を通りしが、川の流れ西にめぐりて、洪水の時水行あらく水損多しとて、南より北へ直にほりて、松原の内を通す、是則今の石堂川也、昔は承天寺聖福寺の後まで千代の松原つゝきて、今の川なる處は元來松原なりしなり、濡衣塚とて石堂橋の東に在り、是は昔筑前の國の守にて下向せし佐野近世といふ人、京より具したる妻國にて死しけり、即此國なる女を妻としけり、先妻の娘をにくみて、如何にもして失はんと思ひ、娘の戀人たるに、海人の濡衣をきせ、娘は海人の衣を盗みたる由いつはる、父大に怒り忽に娘を殺しける程、後に娘の無罪を悟り、妻を去り其身は出家して、松浦の山中にて上人と爲る、或夜の夢に娘のよめる歌、

濡衣の袖よりつたふ涙こそなき名を流すためし成けれ

是より世の人に、濡衣と云ふ言出てたりと。

(濡衣塚)

　　[illegible]、弔濡衣女墓　　長　[illegible]外

春寒江上濱之東、一片殘碑夕暉、衣上淚和雲雪濕、夢中身與落花飛、訴冤[illegible]、弔古誰知事是非、薄暮風吹墓門樹、[illegible]月前歸、

柳町（ヤナギマチ）

博多の北偏、比恵川の畔を曰ふ。筑前[illegible]志畧云、柳町は遊里也、昔は今の須崎町の濱に有しを、慶長の中頃今の地に移せり、里俗に云、昔異國より軍船を[illegible]し來りし事あり、此時小女郎と云へる妓女夜船に至り、たばかりて其大將を生捕たり、此功勞によりて小女郎は衆妓の長となれりと、又青樓の[illegible]色[illegible]帯を用ふる事も、此里より始まれりと云ふ、凡遊女の事は播州室の津を始とすと云も、博多は殊久しき事なるべし、彼武備志にも博多に女郎閣有りと書けり、又慶長年間、福岡城を營せられし時、福岡洲崎土手の石垣の上に、姫松を遊女等に植しめ、又船牆をも縫はしめられしと云ふ、長崎丸山の遊女も其始は柳町比須屋よりの出店とぞ。

聖福寺（シヤウフク）　博多の東南偏、比恵川の畔に在り、承天寺妙樂寺と相並ぶ、聖福は臨濟禪の最初傳來場にして、建久中の創建なり。續風土記云、榮西（明庵と號す）文治二年入宋、黃龍八世虚庵の禪を傳へ、建久二年歸朝す、是れ禪法傳來のはしめ也、時に博多に於て宋人の建立せし百堂の舊跡あり、此所に寺を立つ、後鳥羽院より扶桑最初禪窟の額を賜ふ、今はむかしに如かずといへ共、小早川隆景方丈を立（今の前堂是なり）寺領三百石を寄附せられ、近年に至りて佛殿山門、鐘樓開山堂經藏等造立、昔三十八區、今十四區殘れり、又此寺の東北の側に、歌舞を業とする倡優の住む町有、是は榮西歸朝の頃、唐土より從ひ來りし者に、阿彌陀經を傳へ、背衣と珠數を授け、別院をあたへて金松山西光寺と號し、九品宗と名づけて念佛三昧を修せしめけると云傳へり、今其遠孫念佛をやめ、專淫靡の歌舞を業として、俗人を悦しめ四方に餬口を求む、又茶筌を作りてうる、京都鉢たゝきの如し、聖福寺の中に居る、故に國俗是を名つけて寺中と稱す、志摩郡泊村の六日、又は遠賀郡蘆屋の念佛などいへる倡優の類なり。○筑前舊志畧云、聖福寺山門は慶應二年燒失せり、扶桑最初禪窟の額は燒殘りたれば、今講堂の軒に揭げり、元祿十一年、聖福寺内より金錯、金銀錢、剛金片金、其他黃金にて造れる禽獸虫魚の形の品々許多堀出せり、其製皆外國の所作にして、我製造に非ず、其後享保元年、同八年にも、金銀の細工物を堀得たり、該品今所々も收藏す、近年の住職仙厓は[illegible]常に[illegible]、人を感動せしむる事多し、天保八年に寂す、圓通國師の諡號を賜ふ。○又妙樂寺（メウラク）、御供所町にあり、石城山と號す、禪宗臨濟派なり、此寺初は沖濱に在りし故、今も其所を妙樂寺前町と云ふ、其邊に昔異國防禦の石壁を築かれたれば、石城山と號せり、今も外門の扁額に[illegible]閣と云ひ、山門を呑碧樓と云ふ、呑碧樓の記は鐵庵禪寺の住持來復作れり、洪武年中の人也（按に妙樂寺は[illegible]入唐記にも見ゆ）

(妙樂寺)

寄題呑碧樓　　　僧　祖闡

石城高倚碧雲端、呑碧層樓宇宙寛、地縮九州連五島、水涵百濟極三韓、芋館[illegible]洪濤出、金甌分開渤海乾、巨浸由來有源委、晚潮推月上欄干、（碑文會書所引）

又光西寺一に萱（カヤ）堂と云ふ、地藏を安置せり、相傳ふ、昔博多に住ける女有り、[illegible]地藏を信じける故、一子香子丸は長して六郎知景と云へり、折節宋敗とて、諸[illegible]等の所領を本主に付らるべき由、鎌倉より沙汰ありければ、六郎鎌倉へ訴訟し本領安堵の下し文を給はり歸國しけるが、瀬戸の三島明神に宿願有て詣ける海上に、既に彼下文を奪はれたり、六郎丹誠をこらし地藏を祈りけるに赤間關に着する時、下文を得たり、知景大に喜び博多に歸り一寺を創立して[illegible]地藏と云ふ、今に至りて尚人海上[illegible]の守札を此寺より受く」

(萱堂)

承天寺（ショウテン）　妙樂寺の南に隣る、又臨濟の名藍なり、寺邊を辻堂（ツジノダウ）町と呼ぶ、元亨釋書云、圓爾（辨圓一）入宋得佛鑑、及歸國、仁治三年秋、謝國明於博多東偏、創承天寺、與[illegible]之、佛鑑附新寺額、并諸堂扁額等寄之、寬元元年爲官寺。○續風土記云、圓爾歸朝の比、太宰府の有智山寺は西州の大講堂にて、禪化を惡み新寺を毀たんとす、かゝりければ寬元元年勅有て、承天崇福二刹を官寺とし、有智山の訴をおさへ玉ふ、此寺も聖福寺と同じく、度々兵火にかゝりて、佛堂三門等もなくなりぬ、近世始に佛堂は出來にけれども、三門は唯礎のみ殘れり、天文廿一年大内家の寄附狀に「當國那珂郡野馬、高宮、平原三所、同郡櫛田、入法寺、并肥前國神埼郡の内百町地を先例に任せ寺領とする」よし見えたり、文祿四年秀吉公より三百石寺領寄附し玉ふ、小早川秀秋の時寺產を減じて百石附らる、古へは塔頭四十三區有、今わつかに十四區殘れり、其中に海藏庵は虎關和尚開基の地也、謝國明が墓は寺の東、宰府へゆく北の側に有、其上に大なる楠木生たり、又開山堂を常樂院といふ、寺の南に有り。○相模新編風土記に鎌倉建長寺の寶珠庵は、博多の人楽安の開基にて、楽安初め保寧寺に居れりと見ゆ、保寧寺も博多の古刹なりけん。

(辻堂)

東長寺（トウチヤウ）　妙樂寺の西に在り、眞言宗、弘法大師開基と稱す、其昔堂あり、初め大水道の畔（今呉服町）に在りしを、寬永中黑田忠之公の時再興し、寺產を二百石寄附し玉ふ、終に此寺に葬る、其死六人の墓も忠之公の墓の前に有り、大乘寺も正保元年忠之公の中興とす、昔は律宗西大寺末なりしと云ふ、今眞言宗なりと申し、徑一寸三分の寶珠を什物とす。（續風土記）

龍宮寺（リユウグウ）　冷泉山と號し、博多の一古刹なり、谷阿上人住持以降、淨土鎮西流の道場と爲る、開基不詳。續風土記云、龍宮寺谷阿は仁治二年に遷化す、相傳、此寺始は浮御堂と云、寺號を龍宮寺と改めし事は、貞應元年四月、博多の海より人魚を捕得たり、此よし朝廷に奏聞しければ、勅使冷泉某下り玉ひて、人魚を此寺中に埋みぬ、故に龍宮より來れるものといへる意也、又冷泉山と號せしは、冷泉某此寺に逗留せられしによつて也、寺内に荒神堂有、參詣人多し、文明二年宗祇西國に下り博多に暫く居たりしが、此寺に寄寓せり、發句に「秋更ぬ松のはかたの時津風」と吟せりとか。○善導寺、亦鎮西派の道場なり、古へは專ら博多談義所と號す。續風土記云、筑後善導寺聖光上人、後鳥羽院の後、博多に渡り、寺造立の願望あり、文治元年に成就し、後土御門院の綸旨を賜はり、善導寺に列す、今に多く古文書像等をさめおくとぞ。

高宮山[illegible]寺は本尊觀音にて、明應年中、原田彈正弘種の創建とつたふ、慶長年中之を福岡城下に移す、貝原益軒の

か此に存す。「萬行寺、簀田の南に在り、眞宗を奉す、近年七里恒順の中興する所にして、此法師の行徳絶倫、世の碩人と稱せらる。

博多橋 今中島橋の古名ならん、續本朝往生傳云、沙門高明者、本是播州書寫山性空上人之弟子也、後住太宰府大山寺、三六一餘之外、更兼修行、念佛讀經、以之爲業、或造博多橋、或建立六角堂於清水寺（觀世音寺、一名清水寺）世に刊行する博多古圖と云ふものに、比恵川（御笠川）住吉川（岩戸川）相合し、今の中島の邊に瀉して一洲を成す様を畫く、此圖信據に足らねど、水陸汀線は古今多少の相違あるべければ、尚考定を要す。

福岡 今福岡市と稱し、博多市街を併入す、人口六萬二千、鎮西の一大繁華なり、慶長中、黒田氏博多の西福崎の地に府城を起し、命名して福岡と云ひ、城下を福岡町と爲す、福岡の號之に始む、皆當博多大津の濱岸なり、荒戸山其西北に聳起す。○大八洲遊記云、福岡舊爲黒田侯所治、侯自先備前邑久郡福岡人、及長政侯、新此城、取以爲名云、居民二萬、與博多相若、維新後置福岡縣及秋月縣、分治全州、無幾廢秋月縣屬本縣、明治九年四月、併治佐賀小倉二縣、是歳八月又併三潴縣、十六年[illegible]縣又[illegible]、九州地方[illegible]者、此地及熊本爲最、然熊本係十年之亂、未復舊觀、此地當第一、故城、々方二三十町、在平地、城門左右、帶石[illegible]、他則土壁、々上古木蔥蔚、壁外溝以爲地、廣百間許、水亦深、此城可[illegible]者、此[illegible]也」。

福岡縣廳 福岡城の東、天神町に在り、那珂川の畔なり、今筑前筑後兩國十五郡、并に豐前四郡を管治す、人口百四十萬。

勝立寺 縣廳の北、橋口町に在り、續風土記云、勝立寺は外郭博多口にあり、此寺の開山を唱心院日忠と云、京都妙覺寺の僧にて、法をひろめんため此國に下りける、慶長八年四月、博多妙典寺にをきて、日忠と耶蘇の僧ゐるまんと、宗旨の優劣を論じて問答に及ぶ、日忠爭ひ勝ける故、長政公感じ玉ひ、耶蘇が居たりし寺地を賜はり、此所に梵刹を建させ、宗論に勝て立たる寺なればとて、勝立寺と號を玉はりける、此時までは耶蘇の御制禁なくして、諸國に彼が宗寺有しとかや。

修猷館 福岡城大手に在り、(今縣立常中學を置く) 教育史資料云、福岡藩學は其東に設けられて東學問稽古所と呼び、又修猷館と曰ふ、西なるを甘棠館、又は西學と云ふ、一時城中に興りしを文武館と名く、修猷館は郭内大名町に在り、壕を隔て城の正門に對す、甘棠館は郭外唐人町にあり、文武館は城内藩主居館の半を割く所也、藩祖筑前守長政儒者を崇尚し常に經子を讀む、其四書七書皆赤紙を以て書衣とす、故に子孫赤本と稱して寶藏す、數世の後齊隆の時、天明三年儒臣竹田定良、龜井魯を召て學校を起さしむ、東は宋濂の說を奉じ西は物雙松の說を主として教授す、生徒は其東西に拘はらず其意に隨て入學せしむ、寬政十年、西學延燒に罹り、復再建せず、東學修猷館獨り亡びず、沿革して今日に至る。

福岡城 今其本丸を遺して兵營となし、第十二師團の所管に屬す、福岡市の西南偏にして、海岸を距る數町、四方繞むに池水を以てす、其西方最深廣なり海灣を通ず。舊黒田氏五十二萬石の府城、慶長五年より起工、數年にして築成す、蓋古への博多警固所の故城にあたる、今警固村の名、城南の村家にのこる。明治十年三月、薩人兵を起し熊本城を圍む、官軍進討、九州動揺す、福岡士族越智彦四郎同志を糾合し之に應ず、三月廿七日の夜、福岡の縣廳及び兵營を襲ひ、海道を扼して官軍を邀撃せんと謀る、縣吏物色して之を知り、預め之に備ふ、夜半賊凡四百人兵營を襲ふ、在營兵百七八十名、巡査と協力して之を擊退す、賊市街村里諸所に放火して、西南早良郡の山中に退去す、廿九日官兵追擊、數日にして散亡す。

續風土記云、慶長五年、黒田長政公はじめて此國を領し、名島の城に入給ふ、名島は城下狭き故、亂世にはよろしけれども、世治りては久敷守るべき地に非ずとて、如水公と相議して終に那珂郡警固村の境内福崎と云處に城を築き、山によりて堀をほり廻し、郭を構へ要害を堅くし玉ふ、翌年城郭經營の事其功速に成れり、やがて郭の内外諸士大夫の宅、門を並へて作出せり、工商の家も戸をつらねて軒を開き、各其家業をいとなみなせり、又國中處々に七の端城を築き、上座郡左右良、小石原、夜須郡彌長、嘉麻郡益富、鞍手郡鷹取、遠賀郡黒崎、若松是也、本城端城ともに凡七年の内に悉く成就せり、抑此邑の名を福岡と號せられしは、長政公先祖は江州佐々木の一族たりしが、曾祖父黒田右近大夫高政公、故有て備前國邑久郡福岡に生長あり、長政公之を思ひ出して、先祖の住給ひし處の名を用ひ、かく名付玉ひしとぞ聞えし、城の西の方、むかしは福崎の汀まで入海にて、廣き潮入の斥地なりしを壕に用ひらる、荒戸山の下は、大船多く泊りけるほどの深き海なりしかど、海を埋め平地とし、士民の居宅となれり、又城の南の方は、赤坂山より本丸の山に續て、要害の惡しかりければ、山をほり切て、湟の南の山をならして平らかにす、城内の乾に小高き山有、是又本丸より高かりしかば、其山をならしてひくき岡とし、東は那珂川を限り、河中に中島を築きて商工の坊とし、中島の東西に長橋を二つ渡して博多につゞけり、又郭の東南に長堤をほり、其東の橋の一區は、鍋島侯より加勢をしてはらせらる、故に今も名付て肥前堀と云、城の西は草香江を以て外郭とし、其濱百道原は昔より海濱なりしに、小松を植ゑ廣き松原とす。

警固 今福岡城の南郊を警固村と曰ふ、城郭もと警固の地域を割きて築きしなれば、其區畫今に至るも市

と相錯雜す。警固の東偏を藥院(ヤクキン)と字し、住吉村に接し、西は早良郡鳥飼村に至る、南は高宮(今八幡村)に至る。

警固所址(ケゴショ)　今福岡兵營の地なるへし　續風土記云、警固神社昔は福岡山上にありて、今城の本丸の地也、慶長十三年、藥院町の東の方小鳥の社の所に移し、同殿にあがめ給ふ、警固と名附しは、いにしへ此地に警固所有し故に、其所にましませる神なれば名づけ侍りしにや、黒田也之公の產神なりし故、神領百石寄附し給ふ、宮司坊は中嶽山遍照寺吉祥院と云々。○石城志云、今岩戸に上警固あり、(今日佐村)藥院に下警固ありといへど、博多を距ること遠ければ、警固所の在るべき地形にあらず、博多に番舍ありて、非常に備へし由は、[illegible]年津番役の古證文にのせて明白なりとす、されば後の番舍も古の警固も博多の地にありしと見えたり、足利尊氏治世の時までは如是なりしが、いつの頃より廢せしにや、今は舊址さへしれず、朝野群載に博多津に唐船の來りし事を朝廷に告る申文あり、曰く「警固所解申、請申言上新來唐船一艘子細狀、右件唐船、今日酉時、筑前國那珂郡博多津、志賀島前海到來者、任先例子細言上、以解、長治二年八月二十日、鑑口吉任、本司兼監代百濟武助」○按に上警固は警固田の在りし一地にて、下警固は警固所の跡とす、下警固は今の警固村にして、福岡城郭及び荒戸まで皆其舊域とす、即博多大津の一部也、石城志に後世那珂川以東の南北のみを以て、博多と稱すは、古へに昧しと謂ふべし。警固の兵備は、天平四年に定められ、後代沿革ありし者也、續紀「寶龜十一年勅、安不忘危、古今通典、宜仰緣海諸國、勤令警固、其因幡伯耆、出雲石見、安藝周防長門等國、一依天平四年節度使從四位上多治比縣守等時式、勤以警固焉、又大宰、宜依同年節度使從三位藤原宇合時式」と云ふに徵證すへし。(長門の警固は、後世迄其制あり、安藝は穩波峡に警固屋の地名を遺す、餘國は知れず)此警固兵士の兵營を博多に定められしは、貞觀十一年以後に在り、三代實錄「貞觀十五年太宰府言、府之備儲數、其來自遠代、而去貞觀十一年、新羅海賊侵掠貢綿、自斯以後、更置選士甲冑、安置鴻臚、差發俘囚、分番鎮戍、而俘囚分番並選士、備之警守(中略)件國司女子口分、營公田、所費之田、猶假他國、願令置一百町、名警固田、如其穫稻、收所費之地子、充年中之雜用、但相割地子、因当可進納。その後寬仁三年四月、刀伊入寇の時の事、朝野群載の府解に見ゆ「以前少貳大藏朝臣種材藤原朝臣明範等、還警固所、合相戰、同九日朝、賊船襲來、欲燒警固所、拒却之間、奮呼合戰、其間中矢者十餘人、賊徒敢不能前戰、還着能古島、其二箇日、風波濤高、不能相攻」云々、又云「唯賊日、異國人、八日襲來者乃古島、同九日乱登博多津、府兵尋然不能追發、先率兵退同爲方等爲師首、騎向合戰、異國軍多被射殺(中略)未向逍去、彼賊船、府兵等依無兵船、不能追擊、從時奔馳行、刀伊人更下船、欲燒筥前宮、府兵射殺前行兵一人、賊衆離散、十日十一日、北風猶烈、不得渡海、今日帰中、神明所爲歟、廿日間、府官備兵船卅八艘、令追擊賊徒遁去」云々、又云「太宰府注進、警固所合戰之間、相戰者雖数多、賊徒正中平爲賢等矢」云々、これ等にて其大概を知るべし、文永弘安以後に及び、警固の制一變し、探題府城井に津番の衞戍を爲すること、其餘々に參考して知るべし

藥院(ヤクキン)　今警固村の大字なり、其一部は福岡市内に入り、藥院町以下の街巷を爲る、警固神社、光雲神社等此に在り。○續風土記云、藥院村は昔異國より渡せし、藥草を植えし處とぞ、南の山を古賀山と云ふ、小鳥神社あり、土民の說に警固明神の母といふ、近世警固社に合祀す、又警固村の丸山と云ふは古塚なり、塚のまはりに徑一尺許の壺、其數二三百も埋めつらなりてめぐれり、皆素燒なり、又安養院と云寺は、朝鮮僧心誉の開基にて、韓人の墓多し、文祿中、黒田殿の手に囚と爲りて、來朝せる韓人をば此邊に住居せしめられし也。

光雲神社(クワウウン)　今福岡市藥院町に在り、警固祠の傍とす、縣社、舊藩君臣士民の協同して置く所、明治四年再建、黒田侯の祖先を祭る、その孝高の法名龍光院と、長政の法名興雲院の一字つゝを採りて、光雲(テルモ)と命したるなり、荒戸山東照宮も近年撤去せられ、此に配祀すと云ふ。

荒津(アラツ)　今荒戸と曰ふ、福岡市の西北部にして、荒戸(アラト)町、荒戸山等の地是なり、即博多の海頭にして、今に至るも碇泊の便あり、地形一島を成し、其北岸に近く鴻(戸)來島と呼ふ岩嶼あり。

荒津の海わが幣まつり齋ひてむ早歸りませ面變りせず(萬葉集)白妙の袖のわかれをかたみにして荒津の濱に宿りするかも(同上)神さぶる安良津の崎によする波まなくや妹にこひわたりなむ(同上)

荒津は三代實錄に、貞觀十一年、新羅賊船二艘、筑前國那珂郡の荒津に到來て、豐前國貢調船の絹綿を掠奪て逃退たり云々、又十八年、唐商人楊清等三十一人、駕一艘船、着荒津岸なと見ゆるにて、古來の碇泊たることを知るべし、此地近世には早良郡の所管に入りしこともあり。○續風土記云、荒戸山は福岡城の戌亥にて、其間相近し、古歌に荒津とよめるは、博多を云へり(今の博多と限るは誤れり)荒津崎ともよみ、此山迄を總て荒津と稱するならん、近代博多は海の濱堤もれて亡びしより、客船の來つなくべき湊なくして、風波のなやみ多し、光之公の時、荒戸山東の海中に、石堤を築出し波頭(ハト)とし、其内に客船をとゝむ、諸所より大石多く漕寄せ、東の海中に長さ數町築出せり、萬治二年にはしまり、寬文七年に至り其功なりぬ、石堤の東の端に燈籠を常にとぼし、小

東を鎮く非常をいましむ、云々。

荒戸山(アラト)　古への警固場舊址なり、慶安中藩主此に東照宮を建て、金銀具を加へ、宮司を福祥寺松源院と云ひ、神田三百石を給す、尋いて承應二年、藥院町の邊に安國寺を建て、大獻廟を祭し、又三百石を寄進せり、寛文八年、安國寺燒失しければ、廟を東照宮の側に移し、供僧を源光院と曰ふ、此諸社寺は明治の初年に及び、悉皆毀破せられ、今其墟に就き公園を開きぬ。○續風土記云、荒戸山に登りて四方を望む、景色見る度に眼を驚かし、時々につきて人の心を動かせり、されば秋天のいと淸く朗かなる日は、名護屋壹岐島などはのかに見え渡り、知らぬ新羅も、見ぬ唐土も、まのあたりに見る心地ぞし侍る、いはんや志賀の鹽やく烟り、唐泊殘の浦に立つしら波、唐土人の白波と書る那多の長濱は、唯庭の前まかきのうちに見るが如し、東は博多の人煙賑ひ、神代に植し箱崎や、千代の松原は萬古の色をあらためず、西には又百道松原、姪濱、浦山、生(イキ)の松原、長垂山まで松のはやし長く海邊に連れり、南には福岡の城目の前に近く、松樹の生ひ茂れるは、とこしなへに國家の壽をなせり、猶も近きふもとの里には、宅廣くおのれ〳〵が街をなし、門を並べてつらなれり、背振山は南のそらに聳え、ひたふるに笠に打向たるがことし、竈門山又名におへるたふさき御嶽なり、かやの山高からずといへとも其かたち勝れて目立ちければ、國の諺に筑紫の富士といへるも實にさることにこそ。

草香江(クサカエ)　今荒戸町と鳥飼村の間なる池、蓋其遺蹤とす、即福岡城の西濠にして、大堀と云ふもの是なり、荒戸山の西南より溝を通し、潮水を容る。○筑前名寄云、草香江は八雲御抄に筑前とす、鳥飼村の東の入江をいふよしなり。

草香江の入江にあさるあしたつのあなたつたつし友無しにして、〔萬葉集〕(此歌は河内の日下江なるべし)

福岡灣(フクオカ)　福岡市の前面に在るを以て此名あり、古書に博多の沖、又荒津の海と稱する者是なり。玄界島、志賀島、奈多白濱(海中道)其北を屏障し、殘島中央に峙立し、香椎、名島、箱崎は東岸にして、博多、荒戸山、姪濱、妙見崎等は南岸につらなる、今津宮浦は西岸の泊所たり。東西凡十二海里、南北四海里七海里の間、均一ならず、其船舶の繫泊は、那珂川口なる博多燈臺附近を以て最多とす、防波堤并に棧橋あり、此港は下關を距る六十海里、唐津を距る三十海里とす。○水路志云、福岡灣は志賀島玄界島の間より深入す、外口玄界島及び其近傍諸嶼に由て、偏西風を保障す、此灣口は幅約二海里にして、偏北風あるときは大浪淺入す、灣内に和船錨地多し、灣の内部、即東部は充分に各方の海浪を障屛す、然れども福岡市街附近の錨地は、淨水十五呎以上の船には勸め難し、又殘島を經過する後は、水深急に減じ、灣首に近つくに隨て遞減す、其灣岸は一般に低且多沙にして、其南側に那珂川を挾み市街あり、其東部は博多(ハカタ)にして、其西部を福岡とす。○開港規則曰、博多港堺は殘島の北端より、濟切(ミチギリ)に引きたる一線、及び小戸鼻殘島の南端に引きたる一線以内とす。

(博多灣)

板曳鄕(イタヒキ)　和名抄、那珂郡板曳鄕、訓伊多比岐。○今詳ならず、福岡市の西部、及び警固村などを想はるゝも、徵證なし。

田來鄕(タク)　和名抄、那珂郡田來鄕。○今詳ならず、多久と訓むにや八幡村高宮などとも想はるれど、徵證なし、一說、田來は由來の誤にて、生松原と曰ふも地域相隔絕して、來合する能はず。

高宮(タカミヤ)　今八幡(ヤハタ)村と改む、警固の南にして、三宅の西に接す、古墳多し、百塚の稱あり、大字平尾(ヒラヲ)に屬す。續風土記云、高宮村の西南十町、山腹に洞窟あり、甚大也、其口南に向ふ、中に三室あり、廣さ方一丈、高さ[illegible]六尺、奧一丈、奧の正面に佛像を壁に刻めり、[illegible]の三尊最奇巧なり、先公忠之此窟下に一堂を建て、遠賀郡[illegible]宗寺を移し置かる、百塚は穴觀音[illegible]寺の西北の高岡にして、平尾村の境内なり、慶長年中福岡築城の時、平尾の古窟より多く石を採用せられしを以て、塚山ありて窟穴なきもの多し、百とは其數の多きを云ふのみ、又云、大[illegible]谷(オホガ)は福岡城の南なる山[illegible]にして、西は赤坂に連接し、岡陵起伏す、此邊文永弘安の蒙古合戰の古跡とす。

(平尾)

早良郡

早良郡(サハラ・サワラ)　東は筑紫郡、西は糸島郡、北は福岡灣にして、南は山嶺を以て肥前と相限る、一水[illegible]海に歸す、即早良川と云ふ、今面積凡十方里、人口三萬五千、一町十村に分ち、殘島之に屬す、郡衙は西新(ニシシン)町に在り。和名抄、早良郡七鄕に分つ、蓋[illegible]此に[illegible]國といふに同じ)の舊屬にして、武内宿禰の裔孫佐和良臣之に居り、郡名因て起る。古事記に、武内の子平群都久宿禰は佐和良臣等の祖と載せ、姓氏錄には「河内國皇別、額田首、早良臣同祖、平群木菟宿禰之後也」と見ゆ、其[illegible]和名抄に佐波良とあれど、其發音詳ならず、河内國には讃良(ササラ)に作る、彼條參考すべし。○此地は博多の西に連り、一帶の海濱なるを以て、刀伊[illegible]の入寇にあたり、其要衝の地たり、東國通鑑に「倭掠舟三郞(サワラ)浦、分道以進」とあるは、[illegible]の早良浦を掠ひける時の事也。

早良郷(サハラ)

和名抄、早良郡早良郷、訓佐波良。○今西新町并に鳥飼(トリカヒ)村是なり、西新町は福岡市の西に直接せる新巷なれど、大字鹿原(スワハラ)あり、早良の遺稱なるべし。

西新町(ニシシンマチ)　早良郡の東北隅にして、樋井(ヒヰ)川を以て福岡市と相別つ、近代紅葉原(モミヂバル)の林中に興立せる市街にして、福岡城の西に在るを以て其名起る、今人口三千。

(百道松原)

紅葉原(モミヂ)　一名百道松原(ヒヤクドウマツバラ)と云ふ、荒戸山樋井川の西、早良川に至る三十町許の總名なり、近代民家此路に沿ひて櫛比し、西新町と曰ひ、往時の松聲沙白の樣子消失す。○續風土記云、八幡愚童記に、文永十一年、紅葉原に於て蒙古兵と日本軍合戰ありしことを記錄せり、然るに是をば小貳系圖に、小貳筑前守景資は資能が三男にて、弘安年中蒙古の大將を、百道松原に於て射殺せりと云へり、是文永十一年の事なるを、弘安年中と書しは誤り也、弘安四年、蒙古の軍兵鷹島にて大風に逢ひ、舟破れ損ぜしさて有りしを、景資大將として鷹島にて戰ひ、二萬人を生捕り、那珂川の上にて首を刎ねし由をも異本記に記せり、鷹島は玄界が島なり、昔は荒戸の西より百道松原の末、早良川の遠干潟の際まで、平沙渺々として廣く、松林なくして不毛の地なりしかば、長政公松を植て松原とせらる、今は喬木多くして、古へより名を得て久しき生松原にも猶さる、此松原の北の海邊に小高き土堤あり、古へ異賊の防きの爲ぬ築きし所なり、今は石垣は見えず、地の下には猶殘れりと云ふ、近き頃まで此邊の地を掘りて、石垣の石を取りしもの多し、其石に國名を刻す、豐前豐後、肥前肥後、なと、國名を刻み付たり。○按に百道原瀬崎、壹岐松原など、濱岸の地を墾開せざりしは、太宰府邊防の古制にや、續後紀「承和九年、太宰大貳藤原衛の起請に「邊要之地、爲有警虞、延曆年中、特立官文、不許開田、而比年頗有墾開之事、望請一從停止、許之」とあり、兵馬の馳岸に便せん意なりし歟。百道は百堂に同じ、佛堂の名目歟、不詳。

鳥飼(トリカヒ)

西新町(ニシシ)の東南にして、警固村の西隣なり、鳥飼八幡宮は福岡市地行町に接してあり、續風土記に鳥飼村は鳥飼氏の舊邑なり、此家は神功皇后に御饌を奉りし人の子孫にて、天正の比迄其裔存すと曰へり。

鳥飼村大字谷に馬場頭と云地に、菊池寂阿入道の首塚あり、近年石碑を建つ。寂阿戰死の事は、或書に「入道武時酒山城（姪濱なり）を攻られしに、少貳大友が敵の後詰せしが爲め、別府すわ原に陣を引き、七隈と云椎木の下にて、心靜かに自殺せられしかば、從者之を見め、一人も殘らず討死す、及入道が首を見出し實撿したるは、早良郡谷村馬場頭と云へる、七隈村の東二十八町餘の所なり、今は彼路の石碑の側に小祠と鳥居とを立てたり」云々とあれ之に從ふべし、博多日記に

さて御前に押寄合て、菊池入道子息二人は犬射馬場にて被討（中略）菊池入道子息三郎、寂阿舍弟覺勝以下若黨等頸、被懸犬射馬場、

この御所とは博多の探題館にて、櫛田神社に在りしを云ふ、犬射馬場と云ふも其近傍たることゝ明白とす、すべて菊池の戰蹟を姪濱の鳥飼の邊に說くは、三月十三日菊池が攻めたる御所を、酒山城なりと臆斷せるより出てたる附會にあらずや、別府スワ原と云ふは西新町の鹿原(スワハラ)を指す歟。○竹崎五郎繪詞云、因徒赤坂陣を追落されて、二手に成て、大將はすはらに向て引く、肥後勢は別府のつか原に、鳥飼の汐干潟を大將に城合むと引くを追掛、云々。

([illegible]原)

毗伊郷(ヒ)

和名抄、早良郡毗伊郷、訓比。○今樋井川村是なり、大字檜原存す、鳥飼村の南にして、東は那珂郡に至る、弘安四年蒙古合戰勲功に依り、早良郡比伊郷地頭職配分の古文書あり。樋井川(ヒヰカハ)は今村名にして、及水名なり、油山に發源し、北流二里、福岡市の西に至り海に入る。

(樋井川)

油山(アブラ)　今樋井川田隈の二村に分屬す、福岡城の南二里。○續風土記云、油山に登れば壹岐島の遠き所までもよく見ゆ、昔聖武帝の御宇とかや、此山に清賀と云僧住し、多く胡麻を作り油をしぼれり、是に因り油山と云ふとぞ、西油山の廢趾は天福と名つけし禪院趾にして、東油山の泉福寺は今草堂のこれり、聖一國師四代法孫なる平田慈[illegible]和尚の開基とぞ。

田部郷(タベ)

和名抄、早良郡田部郷、訓多倍。○今原(ハラ)村是なり、大字小田部(タベ)存す、毗伊郷の西、早良郷の南とす。小田部の民家の北隅に、松浦塚殿塚など云ふ古塚ありと、是は蒙古役の時のものにや。七隈(ナナクマ)は原村の大字と係る、七隈原と號するは、東西十餘町の高丘にして、所々に古墳あり、中にも椎木塚と云は、菊池寂阿の屍を埋めし跡なりとて、天保三年其五百年忌にあたり、石碑を建てし由、筑前續志略に見ゆ。

(小田部)　(七隈)

能解郷(ノケ)

和名抄、早良郡能解郷、訓能計。○今田隈(タタマ)村是なり、大字野芥(ノケ)存す、田部郷の南に接す、一說本郷を殘島に擬するは誤れり、今本郷を田隈と改めしは、大字田村千隈と云ふがあればにや。續風土記云、野芥村に石窟二十五所あり、土俗之を穴藪、又は鬼[illegible]と呼ぶ。

(野芥)

入部(イルベ)

今入部村と曰ふ、田隈村の南なれば、和名抄能解郷の屬域にやあらん、大字荒平(アラタヒフ)に安樂平の塞趾あり、或は荒平に作る。○續風土記云、荒平の塞趾は荒平山の別峰に在り、昔大友家の小田部鎭通入道紹叱、天文二十二年に始めて此城主となり、早良郡を從へたり、小田部氏此城に在る事廿七年にして終に亡ぶ、塔の原は道ばたに首塚とて大塚あり、荒平城の勢と肥前勢と戰し時、首を埋めし塚なる由いへり、九州軍記には、天正八

(荒平)

年小田部式部少輔、箕手に[illegible]を、[illegible]道寺勢內野より
打て出て、其[illegible]を[illegible]りし由[illegible]
肥陽軍記云、天正七年、龍造寺公は次男江上家種を大將
に定られて、西筑前をば退治ありける、原田上總介案內
者として先づ荒平に至りけるに、立花道雪城を出て、原
田と合戰す、原田利あらず高祖城に入、道雪荒平城の
兩城へ兵糧を運びけるに、內野の肥前勢之を妨く、程へ
て龍公自ら二萬餘騎にて、早良郡に出張、荒平城を落さ
れ、姪ノ濱生ノ松原へ御陣替あり、道雪は立花山へ引入
ぬ、即博多箱崎に移らせ、悉に御仕置仰付らる。○鎭西
要略、天正六年五月、隆信率[illegible]萬人、[illegible]子無首
騎、與[illegible]、[illegible]立花道路、[illegible]安樂平、六月
克之、進兵至鳥飼博多箱崎、與走雙師、將攻立花、鎭門
[illegible]、[illegible]南[illegible]、東北六[illegible]、[illegible]
公使[illegible]、以[illegible]、按天正六年五月、後[illegible]
[illegible]、凡[illegible]方[illegible]記、曾得自將至[illegible]（井樓纂聞）

內野（ウチノ）

早良川の上游にして、深谷間の山村とす、大字石
[illegible]、[illegible]、[illegible]寺あり。又九州軍記に、天正六年、
[illegible]寺勢內[illegible]を出て、、荒平城[illegible]攻な[illegible]曰
[illegible]り、[illegible]は[illegible]、[illegible]山と一[illegible]て[illegible]なれば、當
時龍造寺勢の據れる所なるべし。

花楊瀨（クワウラン）

內野村の西大字石釜（イシカマ）に在り、西新町を去る三里、
[illegible]の[illegible]に奇岩[illegible]として横たはり、中にも[illegible]
尺のものありて、南無十六大阿羅と大書深刻し、石面所
々に[illegible]を見るべし、土人は[illegible]油山[illegible]
上人の所造と[illegible]へり、○[illegible]土記云、[illegible]に在
り、凡九州の[illegible]、肥前小城清水の瀧、[illegible]、半田上野
の[illegible]あれど、此[illegible]はそれに[illegible]れ[illegible]、[illegible]は六[illegible]なれは
是に比し[illegible]し、[illegible]子は高しと[illegible]の地にて、上野の
[illegible]は[illegible]、然れども[illegible]は[illegible]べからず、筑前
に瀧多ければども比瀨にしくはなし。
（石釜）

（[illegible]出）
明治十年、三月二十八日、[illegible]に[illegible]兵を起し市街を焼き、
官軍に[illegible]退せしめらる、乃[illegible]瀧（マガリブチ）の山中に[illegible]守し、南佐
賀の士族を[illegible]動せんとす、廿九日官軍七[illegible]より進み、[illegible]
と金武に戰ふ、三十日遂に石釜[illegible]の[illegible]を[illegible]れ[illegible]に
至る、[illegible]、[illegible]數十人あり、[illegible]三[illegible]に[illegible]、
後[illegible]に出てしとか。

脇山（ワキヤマ）

舊名に呼ぶ內野も之に屬せり、今脇山村と呼ぶは、
內野の東にて、[illegible]振山下の里なり、昔は[illegible]の東門寺別
院此に在りて、其寺[illegible]なりしにや、院內とも稱す、北は
荒平油山に支へられ、東は岩戶山[illegible]山に至り、山谷廣
大なり。

背振山（セフリ）

脇山村大字板屋（イタヤ）の南にして、肥前神埼郡に跨
がる[illegible]なり、山中に背振利神社あり、三代
實錄「貞觀十二年、[illegible]國正六位上背振利[illegible]社從五位下」
と[illegible]す、中[illegible]寺[illegible]を之を祭る、東門寺と曰へり
[illegible]風土記云、[illegible]振は筑前に[illegible]れたる高山なり、此山を或
は金[illegible]とも[illegible]す[illegible]、[illegible]山ともいふよし、
背振山御[illegible]記に出たり、山の[illegible]高き所に[illegible]有り、
肥前[illegible]方に下宮有り、[illegible]に[illegible]して此山を上宮[illegible]と稱
す、此山に登るに[illegible]より[illegible]丁[illegible]、[illegible]
の[illegible]傳ふるは、古へ辯才天[illegible]より[illegible]に[illegible]
り給へる[illegible]、[illegible]を[illegible]たる[illegible]に、[illegible]振山と名付たりと、玉
依[illegible]にも[illegible]を振りし由記せり、此時佛法未た我國
に來らず、且辯才天の[illegible]なし、神功皇后新羅を平らけ
て[illegible]玉ひ、此山に登りて神社を立玉ふ事を、[illegible]して言
へるにや、又宮司坊東門寺の僧[illegible]塔、朝廷の祈禱をせし
事、[illegible]に見えたり、此宮司は[illegible]油山[illegible]寺の僧
徒に燒かれ、終に[illegible]亡の地となりぬ、昔[illegible]室上八、日向
の[illegible]より、筑前の背振山に來りて住居し、其後[illegible]の
[illegible]山に[illegible]し事、[illegible]群[illegible]に見えたり、今中宮下宮は
共に肥前國神埼郡に在り、其寺を[illegible]寺と言ふ、此背振
（板屋）
山は元より肥前[illegible]に非ず、近代[illegible]に中宮を[illegible]て[illegible]、
其所を強て名付て背振と云ふとぞ、又[illegible]寺大[illegible]、[illegible]
記に[illegible]仁千[illegible]、[illegible]上人、[illegible]入[illegible]し、[illegible]
に歸朝の時に、茶種を持ち來り、背振山に栽ゑし事見ゆ。
○[illegible]書云、[illegible]、[illegible]於背振山、有[illegible]、[illegible]之[illegible]也、
[illegible]、[illegible]法、[illegible]地[illegible]、[illegible]地、[illegible]
大[illegible]。

曾我鄕（ソカベ）

和名抄、高山寺本早良郡曾我鄕、[illegible]へ
○今內野村、脇山村なるべし、此地別に[illegible]
名をきかねば、擬定してかく云ふべし、曾我は早良平群
と同じく、武內宿禰の[illegible]の氏族也。

早良川（サハラ）

二源あり、一は背振山に發し、一は花楊瀨に
發し、內野村にて合流して北に向ふ、西新町
の西、姪濱の東にて海に入る、長凡五里。

平群鄕（ヘグリ）

和名抄、早良郡平群鄕、[illegible]、○今金武（カナタケ）
村なるべし、[illegible]風土記に、[illegible]を[illegible]
と云ふと、金武の大字に飯盛あり、早良川の西方にして、
額田鄕の南に接す。

金武（カナタケ）

[illegible]の西[illegible]里、肥前佐賀に通ずる山[illegible]に當る、金
武より肥前三瀨山（ミツセヤマ）まで三里とす、此村は內野の西に接し、
[illegible]、大字吉[illegible]、羽根戶（ハネト）[illegible]に[illegible]在す
[illegible]風土記云、[illegible]方村、（今[illegible]村大字）の[illegible]、羽[illegible]
戶山の[illegible]、飯盛山の[illegible]吉竹村（ヨシタケ）なとに[illegible]し、昔[illegible]を[illegible]、
其[illegible]は[illegible]向ふ[illegible]人[illegible]會[illegible]云、吉武村の[illegible]とい
ふ所に、多く古墳を發きて、土石器、及金[illegible]人骨の[illegible]
を[illegible]たり、此吉武村羽根戶村など[illegible]地は、[illegible]に
あり、古墳は山麓の小丘諸所に散在し、入口は地勢によ
りて其方向を異にすといへとも、多くは東南向にして、
下に埋込めり、室の廣さは大抵一間半四方位にして、二
階あるものは未た見ず、羽根戶（ハネト）より掘出せる土器に、近
年めつらしき稀品を獲たり、即[illegible]にて、總高三尺計あ
（羽根戶）

るものにて、其上なる大帯は其腹部三箇所に小き帯三つを備へ、其帯は形烟管嚢に似て、其上下稍大きく、之を飾るに粗造なる鏡、剣、環等のものを以てす。

飯盛（イヒモリ） 今金武村の大字にして、山より飯を盛りたるごとし、其下に飯盛祠あり、平群郷の惣社にして、其傍に神宮寺文殊堂ありしと云ふ。○飯盛城は、正平中探題方一色直氏の據れる所にして、菊池武光の征西親王を奉じて太宰府博多を略するや、松浦定直氏を据け飯盛を保守したり。〔南山巡狩録大日本史〕

考古云、飯盛山（盛飯の形せし山なるが爲め斯く云ふ直立二丁もあらん）の頂は平坦にして、城跡ながら、中心に土を高く盛たる跡あり、定て埋藏物有らんとて、之を發堀したりしに、瓦經三四片を獲たり、能く讀解せしに、經文判然と顯れ、小口の處に「甲午四月二十四日田子書了往西」とのみありて年號なし、再び登山發堀せしめしに、這般は凡二十枚の破片を獲たり、その瓦經の一片には、雙相の毘沙門天を彫り、一は「仁王經巻上」、横小口に「早良鎮守明神飯盛云々」又一片には「修行入道往西」とありて釘頭の彫刻筆跡等鮮明にして、字體稍鮮明也、按に飯盛神社は本郷の惣社にして、建武三年卯月の古文書には「飯盛三所□現」と見ゆ、殊に神宮寺本尊は木彫の文殊菩薩一體あり、其搆木に「永仁六年八月五日奉作給之云々」抔とあり、又社前には三韓製の石造狛犬一對あるは最珍敷ものなり。

額田郷（ヌカタ） 和名抄、早良郡額田郷、訓奴加多。○今山門（ヤマト）村、姪濱村是なり、早良川の西傍にして海に沿ふ、山門に大字野方（ノカタ）存す、延喜式に額田驛と云ふは、肥前松浦郡より糸島を經て、額田石瀬より太宰府に赴ける行程とす。○山門は、九州軍記に、天正十年、早良郡山戸村に、郡中の郷人ども要害を構へ取籠りければ、立花宗虎之を切破るなど、見ゆる地とす。

（野方）（山門）

姪濱（メヒハマ） 今姪濱村と云ふ、人口四千四百、西新町（ニシシン）百道松原と早良川を隔て、其西に連なる、海濱に妙見埼あり、北は殘島と相對し、東は荒津埼と相望む、又西濱を生松原と呼び、其景色を箱埼に比す。

（泊濱）

續風土記云、姪濱は昔袙濱（アコメハマ）と呼びしとかや、其故は八幡愚童記に、神功皇后三韓を退治、御歸りの時此所に着玉ひ、御の御衣を干給へけると言へり、何の頃より姪濱と改めしにや、中頃より人家多く、北條家鎌倉執權の時は、筑前に探題職を置き、鷲尾山則其居城なりしかば、此邊は當代國の府邑にて、宗祇が筑紫紀行にも、此浦山のけしきを寫めたり、其西小戸山あり、小戸の西を妙見崎と云ふ、妙現の西の濱をさすの濱と云、生の松原につゝけり、此三つの濱共に蒙古を防ぎし石壘今に殘れり、又小戸山に小祠あり、民俗之を逸藏と呼び、齒を煩ふ人など、木にて劍齒を作りて奉くれば、其病癒るとて、賽者多し、或人は神代卷小戸（ヲド）之橘之檍原とあるは此地なりと曰へり、川瀬ありて海に近ければ、若しくは此所なるか。

（小戸山）

姪濱城址（メヒハマ） 姪濱村鷲尾（ワシヲ）山に在り、浦山（ウラヤマ）と名つく、弘安五年、鎌倉幕府より北條時定を下向せしめ、九州探題職と爲す、姪濱に居り奉行所とも稱す、是より古への太宰府の權勢此に移る。○鎭西要略云、弘安五年、北條遠江守爲時、又曰時定爲時改ァ武衞、下向鷲尾之姪濱、（或曰博多）造構稱奉行所、爲時號阿蘇殿。○續風土記云、鷲尾權現は姪濱の浦山の上に在り、細川幽齋の道之記に、此山をは可也（カヤ）山と記せるは誤れり、可也は志摩郡に在り、鷲尾（ワシヲ）權現は土人の說に舊前の山と同神にて、此より愛宕山に移り給ふと曰ふ、今は愛宕をたて、愛宕山とのみ呼ぶは、寛永年中よりの事なり、此山は探題城跡にて、正和寛安の頃迄は古瓦多く殘り、其瓦に法華經の文字を印付ありしが、人拾ひ取りて、今は其瓦なくなりぬ、永仁元年三

（浦山）（鷲尾山）

月、鎌倉の執權北條貞時、始めて北條兼時を筑紫に下して探題とし、九州二島の政事を司らしめ、異賊襲來の防禦に備ふ、是王代の太宰帥の任にあたれり、兼時此城に住せしより後、鎌倉より相つゝきて九州探題を下しける、其城地はこの所なり、後正慶二年五月二十五日、探題匠作英時滅亡の事、太平記及ひ九州記等に見えたれば爰に略す、足利將軍の時、澁川氏斯波氏なども探題として下向せしめらる、是は浦山の西なる岡に住しけりとて、其城址あり、此外他所にも在城せりとぞ、千葉某と云ふ探題は那珂郡尾形原（今八幡村）に住せりとも云ふ、又姪濱村の東の入口の北なる岡を探題山と云ふ、村民之を探題澁川氏の墓所と傳へ、石面に鎭西將軍日頭大居士と刻し置けり。○寫本九州記に、

姪濱の城戸口を堅めし山鹿□□等八人に成て出しかば、英時も今は力に及はず、館に火をかけ自害云々〔太宰管内志〕

按に姪濱に探題の居城したるは事實なり、然れども元弘三年（正慶二）の英時の館は、博多に在りしこと、別項に其說あり、而も英時が初め三月菊池に攻撃せられし御所は、博多なれど、五月に至り英時姪濱の城寨に移れりとも想はる、五月は大友少貳以下の大名も叛きければ、博多の本館を棄てて、防守の便利を謀り、姪濱の浦山に據るも、形勢の上に於て頗妥當と爲す、北肥戰志に五月廿五日姪濱城へ押寄とあり、貝原氏も英時浦山にて最期をすると由に載せしは、共に古書に徵據ありとも察せられねど、今俄に其說を覆し難し。

興德寺（コウトク） 伏敵編云、興德寺は姪濱に在り、海晏山と號す、其所藏の古記中に曰く「當山開基、白德寺殿、中散大夫前鎭西將軍、道興大居士、正應三年十月十五日卒」と又寺域に沒字碑あり、時定の墳と爲す、遠江守北條時定、建長七年鎭西に赴き、奉行所を姪濱に置きしは、弘安五

年の事なり、大永頃に「[illegible]、遠江守從五位下時定、以正應中、平朝臣[illegible]、拍在姪濱五塔山」とあり、滿[illegible]「北條御[illegible]立山、御[illegible]下宮[illegible]、[illegible]依[illegible]一門[illegible]寺、[illegible]骨、寶[illegible]本[illegible]形、(北條六郎時定、志賀[illegible]若宮[illegible])[illegible]形(北條遠江守隨時、當今若宮殿)中[illegible]形、(北條修理亮定時、下坡若宮殿)とあり、蓋姪濱興德寺より肥後の[illegible]なる領[illegible]藩[illegible]寺に移したるなり。

生松原（イキノマツ）

姪濱の西に連接し、糸島郡今宿村にかゝる海岸を指す、山門村の區域なり、(筑風土記云、生松原は白砂清[illegible]にして、風景勝れ、他國には又類なき佳景なり、東西十二丁餘、南北四五丁あり、世に言傳はし侍るは、神功皇后三韓を伐んとて此を立ふ時、松の枝を逆に此地にさして、若事故なく異國を平らげ歸らせ玉ふべくば、此松の長いきなんよし宣玉ひしに、其松生たりし故に、生の松原と名附たりとぞ、又此松原の中に、壹岐（イキ）眞根子を祭れりと云へり、若しくは此故にや、今生社とて、[illegible]野權現も相殿にましますと、宗祇法師の紀行にも、此御社は熊野にておはしますと記せり、祠ゐは古松の近所なりしを、延寶八年今の地に移せり、應神紀云、天皇遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰、欲廢兄、卽讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫而密謀之、曰獨裂筑紫、招三韓令朝於己、遂將有天下、於是天皇則遣使、以令殺武内宿禰、時武内宿禰歎之曰、吾無貳心、以忠事君、今何禍矣、無罪而死耶、於是有壹伎直祖眞根子、其爲人能似武内宿禰之形、獨惜武内宿禰無罪而空死、便語曰、今大臣以忠事君、參赴于朝、親辨無罪而後死、不晩也、僕代大臣而死之、以明大臣之丹心、則伏劍自死焉、武内宿禰獨大悲之、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪云々、

命かな生の松原いきて猶心つくしの人のはて見む、(菅家集)

(壹岐祠)

須賀清輔[illegible]の任はてて、又肥後守となりて下り侍りけるに、出立の所に誰ともなくてさしおかせける歌とて、

たびくの千代を遙に君や見ん末の松より生のまつばら、(相模集)

太宰帥[illegible]の下りけるに、扇玉ふてよませ玉ふ、

涼しさはいきの松原まさるともそふる扇の風な忘れそ、(實方集)

一説、息濱とて、古書に散見するを、此生松原に引きあつる者あれど、息は古訓オキなれば、此にあらず、博多豬濱の沖濱を指す。(宗祇筑紫紀行云、生の松原へと皆同行さそひて、立ち出て侍るに、大なる川をうちわたりみれば、右に一村の林あり、明聖廟の御社なり、法施まゐらせ、それより姪の濱まて、[illegible]にほく所のさまもさびしげなるを過ぎて、汀に面白き山あり、浦山といへり、波みいるときは山をめぐりて島のごとし、折ふし引きしほあちくて、かへる浪もいそがしくみゆ、行くかたに心すゝみて、やかてかの松原にいたる、大さ一丈はかりにて、皆浦風にかじけたるもあはれなり、引き入りて社あり、御神は熊野にてはしますとなむ、社のめぐりには古木あまたむら立、木の下は茶原なり、夜の時雨の名殘にや、むらくたける露のすゑ、葉っちしめりて色こきなかに、しら洲は初霜のまかひたちむやうにて、見過しかたき風情になむ侍る、御神のいきよとてさし給ひけん松は、はやう朽ちて、その枝を人守りにかけしなどかたるも、むかしこひしきもよほしなり、社壇の右の方に、大なる松の、しかも常ならず、神さびたるあり、

殘島（ノコ）

今殘島村と曰ふ、人口六百、[illegible]（ビシヤモン）中央に在り、姪濱妙見埼の北一海里、今津[illegible]埼の東一海里にさす、東西十町南北二十餘町、北角を也良埼と曰ふ、志賀島に對し、博多入津の常航路は此間に在り（水路志云、殘島は蔚然たる[illegible]島にして、高さ[illegible]、志賀島との間は、[illegible]の水道にして、[illegible]深し、此[illegible]島の西濱附近に[illegible]する[illegible]の岩[illegible]、其高さ五十呎許、殘島南方の水道は、低潮時の水深二尋至三尋に過ぎず、）

(能許泊)

可良等麻里能許乃宇良奈美たゝぬ日はあれども家に戀ひぬ日はなし(萬葉集)

能許の泊にあまたよぬる(同上)

按に可良等麻里は韓泊なり、能許（ノコ）島の西にして、糸島郡に屬し、海灣を隔て、相望めり、延喜式に「筑前國能許（ノコ）島牛牧」とあり、朝野群載小右記等に寛仁三年刀伊賊船此に來泊したる事を記し、那珂郡[illegible]島、又乃古島など見ゆ、或説に[illegible]物語の韓泊そこのみくつと流れしを[illegible]て歳と云、そこは能許の誤りにやと曰へり、又一書に、和名抄、早良郡能解郷を以て此島に充てしは誤れり。

(乃古島)

おきつ鳥鴨といふ舟のかへりこば也良（ヤ）の埼守はやく告けこそ、(萬葉十) 筑前守憶良

(也良埼)

也良埼は今萱埼と曰ふ、太宰府の盛代には此に防人を配置し、烽候となせしこと、山上憶良の歌にて知らる。

糸島郡

糸島郡（イトシマ）

明治二十九年、怡土郡志摩郡を合併して糸島と改む、十五方里、十九村、民口六萬、治所を前原に置く、西北二面は海に至り、東は早良郡、南は肥前國小城松浦二郡に堺す、郡域怡合す、怡土（イト）の名は中世已に歌詞にあらはるれば、其來るや久し、

下紐をゆふさりかけて[illegible]

島見ゆ、(六帖)
又大友文書に嘉元三年證文「弘安九年十月下文者、將軍家政所下、可令早大友兵庫頭頼泰法師、領知怡土庄志摩方三百町、總地頭事、右依弘安四年蒙古合戰之功、所被宛行也」云々とも見ゆるは、怡土を庄名に呼びて、志摩郡の地に冠らせたる也。海東諸國記云、戊子年遣使來朝、書稱筑前州糸島太守大藏氏道京、以宗貞國接待。(これは高祖の原田氏の事なり)。

怡土郡(イト)

(伊覩)(伊蘇國)(伊都國)

和名抄、怡土郡八郷に分ち、以止と訓す、古事記に伊斗(イト)村あり、深江の邊を指す、蓋村名より起り、郡名に轉し、伊覩縣(又伊蘇國)又怡土郡と爲れるなり。深江村の西吉井に磯崎あり、伊蘇(イソ)の名は此に起因せるにや、古史には恪勤(イソシ)の意とし、訛りて伊覩と謂ふとあるも、疑惑なき能はず。○伊覩縣主は仲哀紀に見え、古代有勢の豪族なり、新羅王子天日桙の裔孫と曰ふ、此地は西北大海を控へ、西蕃來航の衝路にあたる、韓泊引津の二港あり、推古帝の時、來目皇子の陣營、文武帝の稲積城、孝謙帝の怡土城等、此防備にあらざるなし、魏志に、熊襲僭僞して女王國と號し、漢魏に通したる當時の事を錄し、

自女王國以北、特置一大率檢察、諸國畏憚之、常治伊都國、於國中有如刺史王者、遣使詣京都(魏國)帶方郡(高句麗)諸韓國及郡(魏邊地)使倭國、皆臨津搜露、傳送文書、不得差錯、

又其伊都國は、末盧國の東南陸行五百里とし、千餘戸ありと云ひ、伊都より東南奴國に至る百里と爲す、此伊都國刺史王、蓋彼縣主の家のみ。垂仁紀、大加羅國王子都怒我阿羅斯等の來朝の條に、

到于穴門時、其國有人名伊都都比古(イトツ)、謂臣曰、吾則是國王也、除吾復無二王、故勿往他處

と見ゆるも、魏志の所載に相符合し、頗る信據に足る、但し此に穴門とあるは、豐浦にあらで、筑紫なる那津を指せるならん。懷苑日渉云「按在昔筑紫置太宰府、蓋在推古天皇以前、然其所祝、不可得而詳矣、魏志所謂、世有王皆屬女王國、檢察諸國、治伊都國等之語、但指宰府也」と、此論亦參考すべし、一説に伊都國祖、即住吉神なりと云ふは採り難し、伊覩と儺の兩縣は相隣接して、事ある毎に相干涉したるべけれど、地區自ら異にして、祖神又同しからず、伊覩は高磯(タコソ)神を祖とす。

志摩郡(シマ)

(嶋郡)

和名抄、志摩郡七郷に分つ、推古紀に嶋郡と載せ、元明紀に至り「和銅二年、筑前國嶋郡少領中臣部加比、賜中臣志斐連姓」と見ゆ、伊覩縣の分地にして、其北邊島狀の地を曰へり、近年怡土郡に并せ、而も其號は伊覩に復せずして、糸島と曰ふ、是名稱の誤あらん、何となれば糸島とは怡島郡に同しければなり。寛仁三年三月、刀伊賊船來寇の時、其殺掠の甚しかりし事は諸書に見ゆるが、朝野群載に備錄する所は、

志摩郡　五百四十七人、被殺害者百十二人、被追取者四百卅五人、牛馬七十四匹頭、
早良郡　六十四人、男廿四人女四十人、被殺害者十九人、被追取者四十四人、牛馬十九匹頭、
怡土郡　二百六十五人、被殺害者四十九人、被追取者二百十六人、牛馬卅三匹頭、
能古島　九人、馬四十四匹、牛廿四頭、

海東諸國記に「丁亥年、遣使來賀、書稱筑前州怡土郡、北崎津源朝臣滿慶」この北崎津今詳ならず、また大内氏實錄云、大内殿中譽書によれば、國衆五人の一を島田内藏助と云ふ、是は怡土郡島田城主にて、幼名九郎、後に肥後守武通と云ふ同道の子也と、この島田とあるはまた疑ふへし、原田の誤にあらずや。

青木(アヲキ)

(今宿)(長垂山)

今今宿(イマシク)村と曰ふ、生松原(筑紫郡山門村)の西に連なれる海村にして、北は海灣に臨み、長垂(ナガタレ)山を負へり、長垂山は糸島筑紫の郡界を爲し、高祖山と脈を同しくす、此地近代志摩郡に屬せしかども、古へは怡土郡に屬せり、地形も怡土に屬すへし、小右記寛仁三年の記事に「怡土郡住人多治久明、刀伊賊到來之間、於當郡青木村南山邊相戰、射取賊一人、斬其首進府」

周船寺(スセンジ)

(主船司)

青木の西南なる村名にして、怡土村の北に接す、周船寺は主船司の訛にして、太宰府の舟楫を掌れる吏員の執務所かと曰へり。令義解に「大工一人、掌城隍舟楫、戎器、諸營作事、少工二人、掌同大工、主船一人、掌修理舟楫、謂大工職掌云舟楫、斯即所新造者、故此司唯掌修理也」云々。○續風土記云、周船寺は今村名なり、雷山の古縁に主船司(スセンジ)と書す、寛永中此村路傍なる丸隈山と云ふ邊に、石棺を發く、鏡三四面あり、大なるは八寸、小なるは五寸、石窟長一間、横七尺、高六尺、上は大石を掩ひ、口も亦大石を以て塞く、棺も石窟の間も朱にてつめたりしとぞ。○史學雜誌、高祖の怡土城の古蹟を觀るに、東南は山にて、西北に平野に開く、王丸村大門村あり、村家に石礎殘り、門址濠跡等、猶舊規模を觀るべし、土中より古瓦を堀出し、古瓦石窟もあり、北には染井山靈鷲寺あり、聖武帝の時建立の寺にて、古文書も傳へたり、其北に周船寺村あり、是は主船司の遺とす。

宮崎(ミヤザキ)

產業事蹟云、元祿中、農業全書を著作したる宮崎安貞は、我國農學の鼻祖とす、通稱文大夫と云ひ、廣島に生る、慶安の比福岡に來り、黑田侯に仕ふ、新知二百石なりしとぞ、後故あり暇を乞ひ、村居種藝を事とし、心力を盡し手足を勞し、研精其術を究む、今女原村(周船寺大字)に宮崎開と唱ふる墾田あり、是氏が私貲を棄て、農民の爲めに開墾せし土地なり、貝原篤信氏曰く、

此書の本邦に於けるや古來絶えて無くして僅に有るものなり、若し後に[illegible]て作る者あらば、當に之を以て本邦[illegible]書の[illegible]とすべし」と、元祿十年病を以て歿す、享年七十六、[illegible]女原村字小松原に葬る。

波多江（ハタエ）

周船寺の西南に接する村名なり、[illegible]土記云、波多江は昔莊園にて、又波多郷と號す、昔原田種直が弟三郎種貞其氏を波多江と稱す、種貞より代々波多江に住す、今に丹波屋敷と云ふ所あり、種貞より二十四代の孫小次郎種明、原田了栄に仕へけるが、秀吉公より領地沒收せらる。

志登神社（シト）

今波多江村大字志登に在り、延喜式怡土郡に[illegible]せし古[illegible]なり、按に志登は板持川の岸にて、志摩郡を怡土郡に連結する地頸の中心に當る、一書に志摩郡は往時全く海島にして、前原より板持川へ通し、元岡青木の海濱まで潮水之を浸せりと說く、地形を觀察すれば、實に然り、然れとも延喜式に志登の祠あり、當時已に地頸の沮洳せしを知る、志摩郡の島嶼たりしは、幾千年の古時に在りしなん、

板持川（イタモチ）

怡土村井原山に發し、北流高祖川を并せ、元岡村に至り[illegible]國[illegible]に注く、此大流は志登以東に於て潮江を爲り、怡土志摩の郡界を爲せし者ならんが、近代は北へ[illegible]を開き田野と爲し、郡界亦變したり、[illegible]志登は延喜式怡土郡なるを、志摩郡に轉したるにて之を知るべし、大字板持は今波多江村に屬すれば、古より志摩郡に屬せり「寛仁三年八月、太宰府解、申請官裁事、言上、對馬島判官代、長岑諸近、越高麗國、隨身爲刀伊賊徒被虜女拾人、[illegible]狀、二人志摩郡安[illegible]寺[illegible]、板持庄人内藏石女」などぞ、小右記に載せたり、

大野郷（オホノ）

和名抄、怡土郡大野郷、訓於保乃。○今詳ならず、牽強していはゞ、青木今宿などの地形にも當かざる名也、

飽田郷（アクタ）

和名抄、怡土郡飽田郷、訓安久多、高山寺本注、安岐多。○今詳ならず、牽強していはゞ、周船寺波多江など、板持川左右の田野に當る歟、

託社郷（タコソ）

(託祖)

和名抄、怡土郡託社郷、高山寺本、作託杜。○今怡土村なるべし、大字高祖（タカス）あり、郡郷考云、託杜は託祖を誤れるにや、又託杜にてもタコソと訓べし。○按に杜社は古書相通用し、許曾と訓む、即多許曾なること疑なし、之を高礒、又高祖、託祖に作るも多許曾と訓へきに似たり、後世多加須と呼ぶは訛のみ、此郷周船寺村の南にして、雷山の東に並ぶ、太宰府の時鎭城を置かれし地とす。

高礒神社（タコソ）

今怡土村大字高祖（タカス）に在り、蓋怡土縣主の祖にして、姫許曾神（攝津國東成郡）に同し。○續風土記云、高祖社は高祖山の西の麓にあり、三代實錄「元慶元年、筑前國正六位上高礒比賣神授從五位下」と見ゆ、古き棟札には託祖とも記せり。九州軍記云、此所を高祖と名附しは、彦火々出見尊神代より鎭座ましまし、百王の祖神なれば、高祖と申し奉る、神功皇后三韓征伐の御時も、此所に行幸あり祈願し給ふとかや、故に神功皇后を相殿に祀奉りて、高礒比咩神社と號し奉る、怡土郡の鎭守高祖大明神を、漢高祖とし、原田氏の先祖なればなりと云ふは非也、神祇志料云、土人或に高礒社は王室の高祖にて、彦火々出見尊を祭ると云ふは信し難し、比咩神なれば也。○按に高礒神は日本紀并に釋紀に據り、怡土縣主の祖なるべしと推量せられ、尚古事記に參照し、難波の比賣許曾神の事蹟を追求するに、高礒姫（ヒメコソ）社相同しく天日桙の妻を祭れるならん。釋紀所引筑前風土記曰、怡土郡、昔者穴戸豐浦宮御宇、足仲彦天皇、將討球磨噌唹、幸筑紫之時、怡土縣主（仲哀紀作伊覩）等祖五十迹手、聞天皇幸、（中略）奉迎穴門引島、天皇勅問阿誰人、五十迹手奏曰、高麗國意呂山自天降來、日桙之苗裔、五十迹手是也、[illegible]五十迹手曰、當手、（謂伊蘇志）五十迹手之本土、可謂恪勤國、今謂怡土郡訛也」と、（此に高麗國意呂山とあるは、新羅の誤にて、意呂山は後の蔚山なるべしと、某書に見ゆ）さて其日桙の事は、古事記に「新羅國主之子、天之日矛、[illegible]、其女人言、凡吾者非應爲汝妻之女、將行吾祖之國、即竊乘小船、逃遁渡來、留于難波、此者坐難波之比賣碁曾社、謂阿加流比賣神者也」と詳なるに考へ合すべし、此地は波多の左翼にして、太宰府創始の一根據たり、天平中怡土城を築き、其後は原田氏世々之に居り、鎭西の著家たり、されば此鎭城の事を一言にせんが爲めに、種々の記載を生しけん、高祖城の[illegible]は、宇佐託宣集に載せたり。託宣集に曰へるは、「地神第四代彦火々出見尊、此間異國凶賊蒙古來之時、本朝神兵造、[illegible]之後、於高祖之城、[illegible]之間、蒙古火之矢、[illegible]流鏑之音、依之國々所々、爲助人民、[illegible]之給也」また「地神第五代[illegible]不合尊、[illegible]神明之後、其間降伏異俗之事、七箇度也、住吉縁起云、住吉御一家、異國合降伏縁、庚子年、異賊二万六千人襲來、[illegible]、已丑、異賊四万二千人襲來、[illegible]（ウシホツ）（旁注云名今山）、主爲四天王、[illegible]住吉[illegible]、[illegible]、主住吉[illegible]、[illegible]、乙巳年、異賊五万三千人襲來、[illegible]、[illegible]、[illegible]、主住吉[illegible]、[illegible]、[illegible]、丁巳年、異賊四万三千人襲來、[illegible]、甲子年、十万人襲來、合[illegible]、戊申年、異賊十万人襲來、[illegible]、[illegible]、[illegible]、辛丑年、[illegible]、住吉、[illegible]八幡[illegible]、御共一大臣、[illegible]、[illegible]大臣[illegible]

共也」云々。

怡土城址（高祖山）

今怡土村大字高祖に在り、高祖山と稱す、今宿驛の南嶺なり、天平勝寶八年之れを創築し、太宰府邊防の重鎭とす、貞觀中に至り那之津と相距る遠きに失すとて、別に博多に警固所を置く、本城是より中絶せるに似たり、原田氏再興して之れに據り、子孫に傳ふる數世、天正中に至り廢毀す（史學雜志云、雷山の西にあたり、怡土城の舊蹟と稱するものあり、樵徑螺旋して上ること數十歩、漸く其頂に達すれば、石壘の門址あり、右に石門あり、此より雷山の中宮に到り出づ、甚だ高低なし、千如寺の古文書は、雖質雜譌し、紺紙金泥の縁起も贋作なり、中に筒城の事を記するも信ずるに足らず、續風土記に「此筒城偏僻なれば、怡土城にてはあるべからず」といふは今を知りて古を知らぬ論」と辯したれども此筒城は石壘石門の築方こそ粹乃なれ、場所の偏僻といひ城内の狹隘といひ、太宰府の鎭城ならざる事明かなり、續風土記拾遺に、怡土城は原田氏の高祖城なるべしとの說を是とすべし。

續紀、天平勝寶八歲六月、始築怡土城、令太宰大貳吉備朝臣眞備、專當其事焉、神護景雲二年二月、筑前怡土城成。○三代實錄、貞觀十二年、授右近衛少將兼行太宰少貳坂上大宿禰瀧守、於太宰府、鎭護警固、瀧守奏言、郡與鴻臚館相去二里、若兵出不意、倉卒難備、請移置統領一人、選士四十人、甲冑四十具、於鴻臚館、詔從之。○按に續紀天平神護元年の條に「太宰大貳佐伯今毛人、爲築怡土城專知官、少貳采女淨庭爲修理水城專知官」と見ゆるは、怡土郡に別に水城をも置かれしにや、又御笠郡の水城を指すにや、貞觀中博多の鴻臚の邊に兵士移されし以降は、怡土城の事復見えず。（九州軍記云、太宰少貳原田種直は平家に與す、源氏の世と成て賴朝是を惡り、鎌倉に召下されしが、建久八年赦免有て下國し、舊領の内に安堵すと雖、前代の家臣にだも及ばざる體なり、種直が四男四郎種成、同國怡土郡の鎭守高祖大明神の社務上原兵庫が婿となる、兵庫家富人多き者なりしかば、種直彼をかたらへて、近隣を打從へて押領し、國中に威を振ひ、高祖に城を築き、數代住居す、天正七年の比、國侍麻生宗像、原田等相子息の城を圍み、立花道雪が兵の糧を城に入るゝ者と戰ひ首て高祖城に引入、九月道雪高祖の二三の廓まで攻入、火を放て燒立原田を詰めの丸に追こみて、勝鬨を噇と上げたりける。○續風土紀云、原田五郎隆種は劉雲軒了榮と號す、此人武勇の擧有って、毛利元就を賴み、大友に敵するのみならず、西は松浦草野鄕と爭ひ、東は立花宗像と戰ひ、南は龍造寺隆信の領分にも働けり、天正十年以後、漸く那珂郡も半手に入りて肥前の草野邊も領せしかば、其勢近國に振ひ、了榮死して其孫信種相續す、信種實は草野鎭永が男なりき、秀吉公九州を平定し給ふ時、信種の降參遲延せしかば、知行沒收せられ浪人と爲り、他家に寓止せりき。

怡土城は一名高祖城と云、怡土城は卽高祖山城なり、後世原田氏擠て住みければ、原田城とも號す、文政中會津藩士原田氏の書に曰く、

高祖城は、建長元年三月、壹岐守太郞大藏種次代、其子種綱と共に怡土城の舊跡に築く云々、

高祖は宗像大宮司文書に高祖とありて、倭名抄に託杜とあるも高祖のことなり、天文十年と元龜三年の棟札には、明に一宮託祖とあり、社字は其の讀のみ、貝原の續風土記に、怡土城址は雷山の西方の山上に在りと曰へど、一說後雷山筒城の上なる遺址は怡土城にあらずと論ず、今按に、高祖山は高祖大門高來寺、千里飯氏德永、女原上原、谷の九村に跨り、上城は南に偏し最高し、東端に厚二間の土堤あり、其北下城までの間山蜂漸次に低下し、下城の趾を一段と云ひ、大礎石のこる、矢倉址なるべし．其下を御館と云ふ、平地數區に分つ、是原田氏の常住の宅地とぞ、其南を上高祖と云ひ、宅址又多し、又云、高祖山の瓦は大鳥居口に發堀すべし、二種あり、一は怡土城の遺物にて、繩目布目の紋あり、厚一寸六分、その瓦當の菊花紋あるもの是なり、而て一は四目菱の紋ありて、原田氏の徽章に合ふ、卽後世の瓦とす、

（大門）

又云、高祖山城の大手口は、大門村の東に當り、左右に石壘殘る、大鳥居と云邊に、石壘及び階礎遺る、高來寺の丸尾より東の方、草野陣まで山の尾つゞき、是は外郭北西面に當る、其間に礎石散在す、搦手は上原村に當る、

「奉造立、大日本國筑前州怡土庄鎭守、高祖山大菩薩御社寶宇、右志趣者、爲天長地久御願圓滿國土安穩、殊者信心大檀那、原田彈正少弼大藏朝臣興種、家門繁昌云々、永正四年」

（上原）

此棟札は高祖の舊別當高明寺につたふ、此寺元祿中に神佛分離したり、社人を上原氏とす、（上原、谷は今今宿村に屬し、德永、女原、飯氏、千里は周船寺村に屬す）

高來寺

續風土記云、高來寺村（今怡土村大字）に染井山靈鷲寺あり、聖武帝の勅願にして、清賀上人建立の藥師堂なり、凡怡土志摩二郡には五佛とて、此外五所に在り、東は染井山靈鷲寺、南は雷山千如寺、本尊觀音、西は一貴山夷諦寺、本尊彌陀、北は登志山誓願寺、本尊釋迦、中央は高祖山大日寺、本尊大日なり、○又云、弘安四年、元人來寇、高麗王元の兵に加はる、此時高麗人の首を此地に埋め寺を建て供養しける故、高麗寺と名附く、世俗に元朝より日本を攻し兵を、むくりこくりと云、むくりは蒙古なり音通ず、こくりは高句麗なり、是又音通す、其高麗寺の舊跡は村より北の方山の上に在り、近世まで礎など殘りて在りしとぞ、今は畑になりて、其跡を堂地畠と云、其下に今僅なる觀音堂あり。又太宰管內志云、高麗寺記に、弘安四年蒙古兵二萬人、於那珂河邊斬之、以高

賊人之首、埋此地、建立寺院、名養巳寺、因之號高祖寺などあり、元寇に五千餘山に敗れの後「係二三萬の賊首」〻あり、又「蒙古高祖異人」〻もあり、高祖寺總て今村名〻なれど、○按に弘安四年の役に、蒙古の賊兵二萬をば那珂川の畔に殺戮すと云ことも實なきに非ず、又之を此地に合葬すと云も疑なきに非ず、今錄して後考に供する

三雲(ミクモ)　今怡土村大字高來寺と三雲別立す、三雲は高來寺の西にして、雷山村に接近す。○續風土記云、三雲村に高來寺址あり、村の東に築山と言ふ小山有り、又村の東北郊に築石有り、南北十四間東西七八間、下に石佛あり、其北に端山と言へる塚あり、甚小なり、是等の塚を俚俗高祖人の首塚の由に言傳ふ、又三雲村の南に佐々禮石社と云者あり、此神は高祖大明神の母なりと、御體は小石を祀ふ、又八大龍王森とて石を祀ふ、高祖大明神の出生したまふ故跡なりと

井原(イハル)　續風土記云、井原(今怡土村大字)郡中の廣邑にして、曾地なり、村の西南に御所山とて岡あり、西に高原ありて曾根原と言ふ、塚穴多し、此井原村の南に入る事一里餘、北間の山中水石頗佳はし、瑞梅寺、昔時は別所と云ひ、井原の庄の内なり、此寺應永元年、乙丸美濃守種周、鳩井入道道寂兩人心を合せ創立し、常樂寺の住持仁叔和尙を以て開山とす、常樂寺は志摩郡春本村に在りき、古文書に載せ、又「肥前國小城郡榮泉寺、井免田知行、不可有相違由」大永七年平胤[illegible]が瑞梅寺に送りし狀あり。

雲治郷(クモハル)　和名抄、怡土郡雲治郷、訓久毛波留、○今詳ならず、或は疑ふ雷山村などにあたる歟、怡土村に大字三雲ありて雷山と相接近す、治は方言原に同し、井原を井治と呼ぶに徴すべし、雲治は三雲原と云義にや。(和名抄、刊本雲須に作るは、須は治を誤れることさ論ずるまでもなし)

雷山(ライザン)　糸島郡の南端にして、標高千九百尺、東は背振山(筑紫郡)に連り、西は浮嶽に延び、肥前の國界を劃す、其一稱井原山高祖山を範り、東北に臨せたり。今山北の諸里を合同して雷村(イカヅチ)と呼ぶ、山頂に雷神社あり、供僧を千如寺(センニョ)と曰ふ、山下を筒原(ツヽバル)と曰ふ、雷神(イカヅチ)或は高神と號ふ、蓋住吉の高男神に同じかるべし、郡内所々に其分祠あり　○按に宇佐託宣集の住吉香椎縁起に、水火雷電神の事見え、山中に此雷神の造りたりと云ふ筒城(ツヽキ)ありて、今に考古家の一疑問たり、彼縁起に、(高祖神社を參考)

或說云、帝課諸國在々所々堀池塘、堰溜水、筑後國瀦瀦三箇所、稱三瀦郡、斯時也筑前國怡土志摩兩郡、南山中、同堤水城、謂水城戸是也

とあるも、此水門を備ふる古壘に擬せる傳說とす、蓋古代の水城たるや疑を容れずと雖、其築造の始末詳ならず恐らくは高宮築城以前の事にして、怡土縣主の舊墟ならん　一說、筒城を姉捕岐野(ソツキノ)に擬合す。

續風土記云、雷村は其地肥饒にして、材木最美し、其高所をば魔所と呼び、村民往來を忌めり、村中に中宮あり、頂を去る一里、日本紀を考ふるに、神功皇后羽白熊鷲を討たんと思ぼして、橿日の宮より松峽の宮に移り、層增岐野に至り、卽兵を擧て羽白熊鷲を殺し玉ふと有り、此層増岐野(ソツキノ)なり、御笠郡より遠く此國に來り玉ひ、又夜須郡に至り羽白熊鷲を討玉ひし事は、夜須郡にては軍勢集らずして、熊鷲を討給ふ事叶難く、伊都の縣主は最初に皇師に歸服せし事なる故、爰に來り軍兵を集めて、再夜須郡に赴き、熊鷲を討玉へるなるべし、さればこそ層増岐野に至り兵を擧け玉ふと言侍るならん歟、凡此境に神社三所有り、層増岐野に有るを上宮と言ふ、所祭の神を姉捕岐両神と號す、中宮に水火雷電神、下宮は香合(カウサウ)石の下一町許に在り、長政公入國の後に、十一石附を寄進附せらる、觀應二年七月の頃、千葉しかずしかば、道足利直冬當社に參詣せしに、忽に雷電霹靂降りければ、直冬神慮の恐をなし一首の和歌を詠じて當社に献す、其歌に

世の末といかで思はむ鳴雷神の及なる天が下かな、

聖武帝の御宇に法持淸賀上人此山に寺を建て、靈音寺と號す、後世改めて千如寺といふ、是れ怡土郡七箇寺の第一にして、皆千如寺を以て本寺とす、古へは僧坊十餘ありしと云ふも、近世退轉して三坊殘れり。

(千如寺)　(筒城址)

(雷神社)

筒瀧(ツヽ)　雷山の西、旗振峠(ハタフリ)に在り、今長飯本村大字飯原に屬す、三層にして、上は高十丈、幅一丈、中は高十丈、幅二丈、末は長野川に入る、一名旗振瀧、千如寺縁起に見ゆ、雷山の古城を筒城(ツヽキ)と云ふ、亦筒神ありて、雷山上より海神雷神共通の意義あり、豐後國筒城崎にも海神賞せす、

(旗振瀧)

香合石(カウサフヒキ)　雷山に神寶とあがめらるゝ岩石の名也、然れども此山中に築石の大遺跡ありて、高貝山にも築石を神籠石と呼ぶより推せば、香合石も同意にして、且其なるのみ、原義不詳。雷山の絕頂に近く、其跡を聞く石壘存す、今能知せらるゝは、水門三所、築造最堅牢なり、礎石は長二三十間許のもの二所に存す、三四尺許の方石を、一列に一石づゝ排置したり。久米氏は述べて云「雷山の舊址に入れば左右峰囘り、中に數町の山田あるは、皆域內也、水門の瀑布は其深田の餘流なり、かゝる山谷まで稲田に墾きたるは、古時屯田制度の効なるべし」と、住吉香椎緣起にも、神殿七度の一に「夷類十万人發來、或上高嶺兩郡南山(ミナミ)中、堰水域(ミヅキ)」とあるは、此壘を曰へる也

(夷土水城址)

長野郷(ナガノ)　和名抄、怡土郡長野郷、訓奈加乃。○今長飯(ナガイ)本(モト)村是なり、大字長野あり、長野川は雷山一貫山の間なる諸澗を并せ北流、加布里村に至り海灣に歸す、長凡二里。長野に字施八幡宮あり、此地昔は怡土郡

・字蒲八幡の神領なりしと。（續風土記）

一貫山（イキ） 今村名にも呼ぶ、長野郷の西に接し、其南嶺卽一貫山なり、興道寺と號する古刹あり、和名抄、怡土郡石田郷は田疑ふらくは木の誤にして、一貫は石木の訛にや。

深江（フカエ） 一貫山村と相接する海驛にして、今深江村と曰ふ、前原を去る二里、濱崎を去る三里、肥前松浦に通ずる驛路に當る、小港灣西に向ふて開き、松浦潟に連る。（續風土記云、深江は延喜式に見ゆる古驛にして、今も民家多し、此驛より西は肥前の濱崎を馬宿とす、此驛中に高山神社あり、誕生山の護寺秀樹院と號す、社の側に豐臣秀吉公の御茶屋跡あり、是は朝鮮陣の時、名護屋往來の宿所にして、此地に於て淀殿夢の告に依りて懷胎あり、即秀賴生れ給ひければ、秀吉公斜ならず悦び、當社は是、賴が產神なりとて、小早川に命じ、改め作らせ玉ひ、誕生山の號起るとぞ、深江の濱を怡土濱と呼ぶ、子負原の北にして、古歌によめり、

つな手引きさる程に吹風は絲の濱まで舟も寄せける、

又云、深江（フカエ）は子負原の上方にして、二丈嶽とも呼ぶ、山上城址あり、草野氏の壘也、草野氏は筑後御井郡に出づ、累代相續して肥前鏡社司を兼ね、中務大輔永久が猶子筑後入道宗揚が時に至り、高祖の原田に隨從し、天正年中に至り其家斷絶す。○九州軍記、俗了園撰、記正慶二年至天正十五年九州戰爭之事、有慶長十六年竹□友白序、曰天正十五年、豐國公征九州、前就□奴擬深江城主深江種治、與伯國角作、稱淨念、居前肥松浦郡草野、撰九州軍記十二卷、文祿四年淨念記、同本撰次而亡、草野玄厚與之壽、類記其言、慶長六年再錄成書、然友白謂揣、多所遺漏、今西玄厚謄本、補入傳於世（井樓纂聞）

（深江嶽）

子負原（コフハラ） 續風土記云、子負或は兒饗に作る、（負の古訓フと、負ふ義也、饗の古訓フと云ふは不審）今深江町より五町西、大道の南の高き所に、里民子負原（コフ）と云傳ふる所あり、萬葉の歌に「海上の古布乃波良（コフノハラ）」とよみ、今猶又萩の原ともいふ、百年以前までは、鎭懷石猶此地に有しを見たる由云者ありて、寛永の末まで存在せりとぞ、其後盗人取て今はなし、貞享二年其所に八幡宮の社を創立す、近年深江の村民一つの石を持ち來り之を祭る、横七寸高七寸、徑五寸、色は少し赤青なり。○神功紀云、皇后將征三韓、從儲湄府、取石插腰、而祈之曰、事竟還日、產於茲土、其石今在于伊覩縣道邊。釋紀所引、筑前風土記云、怡土郡兒饗（コフ）野、在郡西、此野之西有白石二顆、一顆長一尺二寸、太一尺、重卅一斤、一顆長一尺一寸、太一尺、重卅九斤、曩者氣長足姫尊、欲征伐新羅、到於此村、御身有娠、忽當誕生、登時取此二顆石、插於御腰、祈曰、朕欲定西堺、來著此野、所姙皇子若此神者、凱旋之後、誕生其可、遂定西堺、還來卽產也、所謂譽田天皇是也、時人號其石、曰皇子產石、今訛謂兒饗石。又筑紫風土記云、逸都縣、子饗原、有石兩顆、一者片長一尺二寸、周一尺八寸、一者長一尺一寸、周一尺八寸、色白而硬圓、如磨成、俗傳云、息長足比賣命、欲伐新羅國、閲軍之際、懷娠漸動、時取兩石、插著裙腰、遂襲新羅、凱旋之日、至芋湄野、太子誕生、有此因緣、曰芋湄野、謂產爲芋湄者、風俗言耳、俗間婦人、忽然娠動、裙腰插石、厭令延時、蓋由此乎。○萬葉集云、怡土郡深江村子負原、臨海丘上、有二石、大者長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、並皆楕圓狀、如鷄子、其美好者、不可勝論、所謂徑尺璧是也、或云、此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之、去深江驛家二十里許、近在路頭、公私往來、莫不下馬跪拜、古老相傳（云々）、鎭懷石の所在、萬葉集の記は最も明白にして、驛家を去る二十里とす、今路にして三里餘なれば、鹿家坊包石に適とす、然るに今深江驛五町許に子負原あるは、古書の趣に合はず、古事記には「所謂其御裳之石者、在筑紫國之伊斗村也」とのみ見え、伊斗は卽ち深江の村名にして、後は縣名にも郡名にも轉したる也。

（兒饗野）

吉井（ヨシヰ） 今福井村と合同し、福吉と改む、深江の西に接す、海村なり、南に浮嶽峙ち、（標高八四四米）肥前國界に跨り、浮嶽（ウキタケ）の下に久安寺趾あり、怡土七箇寺の隨一なりしと云ふ、（浮嶽は唐津灣に臨み山容麗し）

鹿家（シカガ） 今福吉村の大字なり、吉井の西南にして、一海角あり、松浦潟に突出して、唐津灣の東角を爲す、卽鹿家埼なり、鹿家の南界を包石と曰ふ、筑前糸島郡と肥前松浦郡の地此にて相分つ（續風土記云、天正十二年、肥前東松浦の波多三河守信時、高祖の原田信種と鹿家にて不慮の合戰あり、双方の死者七百餘人、手負數を知らず、是れ兩家衰微の基にして、後五年、波多原田ともに、其所領を沒收せられ、子孫永く他家の陪臣となれり。

佐尉（サイ） 延喜式に見ゆる驛名なり、今鹿家（シカガ）の古名にや、本書の記載に依るに、佐尉、深江、比菩、額田と相つゞけたり、深江は今も現存し、額田は早良郡山門村とす、卽肥前松浦郡より、筑前に入る首驛を佐尉とし、今の鹿家なるべし。

海部郷（アマ） 和名抄、怡土郡海部郷。○今詳ならず、强解を求むれば、吉井鹿家など（今福吉村）にや、怡土郡にして海洋に直接し、海部の居宅に適合するは、此を除きて他にあらず。

石木郷（イシキ） 和名抄、怡土郡石田郷、訓伊之木、高山寺本、注以之多。（本書に見ゆる石田は、其注伊之木とあるによれば、石木の誤ならん、今郡内に石田の名なく、一貫（イキ）の名あり、一貫蓋伊之木の訛なるべければ、今の一貫山（イキサン）村并に深江は石木郷の地なるべし。

良人郷（アラヒト） 和名抄、怡土郡良人郷。○今詳ならず、良人は那珂郡の例によれば安良人郷にして、住吉

現人神に因める名なり、加布里村などにあたる歟とも想はるゝも、徴據を缺く。

加布里（神在）　今江の東北にして、前原に接する一村也、長野川此にて海に入る、此海は松浦潟の東側、船越灣の一支にして、前原まで深入す。

○續風土記云、加布里は斷なきて貝塚多し、此里の名は蠻人の武備志にも載せたり、神在村（今加布里村大字）に鬼塚とて廣きいさきよき穴あり、又田中村（今加布里村大字）にも塚穴あり、其他三間許の塚あり。○同書編日本國序に「筑前北東爲吾勢、爲加布里、爲加打野馬、爲多賣里、爲一島宇、爲奴打、爲世加、爲羅字里、爲多羅、爲雷那多、爲法啼時、倶博多之別名也」と、加布里、今津、志賀、濰は明了なり、其餘は不詳。

前原　加布里の東、雷山の北なる大村なり、今本郡々衙の在所にして、福岡市を距る六里とす。西に小江灣あり、前水直に船越灣松浦潟に連る、此地は近代志摩郡に屬せしも、往時は怡土郡の域内にや、其和名抄所載の郷名を知る能はず。

比菩（泊）　延喜式に見ゆる驛名なり、深江雞田の間なりと云へば、前原もしくは雷山の邊なること明白なり、今其名を傳へねば、之を詳にする能はず、或は疑ふ菩は泊の誤にて、萬葉集に記する引津亭、今前原村大字泊に擬すべき歟。

山なき西に富士やのこんの雪法師、　遊可

川邊郷（元岡）　和名抄、志摩郡川邊郷、○今詳ならず、其川邊の名義に因りて推せば、元岡村などにや、板持川の畔に在ればなり、元岡は淺江村の北、可也村の東にして、今津に接近す。

志麻郷　和名抄、志摩郡志麻郷、○今可也村なるべし、志摩郡の南面にして、山野廣く、田宅亦多し、蓋一郡の首邑なりしならん、泊は今割きて前原に入る。

稲積城址（稲留）　今可也村大字稲留に存す、城址詳ならず、續紀「文武天皇二年十二月、令太宰府、修三野稲積二城」とありて、怡土築城の已前には、糸島海防の戍所なりしならん、三代實録「貞觀元年、太宰府言、筑前國志摩郡兵庫、鼓自鳴」云々と、當時兵庫とあるも稲積の戍所なるべし、其後には廢滅せしにや聞かず、初め推古紀に「十年二月、來目皇子爲撃新羅將軍、授諸神部及國造伴造等、并軍衆二万五千人、四月、將軍來目皇子、到于筑紫、乃進屯嶋郡而聚船舶運軍粮」と見ゆ、此來目皇子の陣營址諸書に未だ說ける者なけれど、凡其島郡の地にして、二万の兵を泊舟運糧の便宜あらん里は、今の可也村にしくはなし、古の志麻郷稲積城と云ふも皆此に在り。

可也　山名を驛名にして、今又村名に呼ぶ、大字稲留、師吉、小金丸等あり　○筑前名寄云、志摩郡可也山は、師吉、津田、御床、當城、小金丸の五村の上にて、富士に似たり、何方より向ひても同し形也、凡七面ありと云ふ、此山の西に可也の入海あり。

可也山（可也海）　續風土記云、志摩郡親山は俗稱にして、實は可也の山と呼ぶべし、其形頗る富士に似たり、故に筑紫富士とも言ふ、山高からずといへども其形うるはしく、佳景とすべし、宗祇法師筑紫紀行に、箱崎の海面より、富士に似たる山見ゆる事を書しも、此山の事なり、細川幽齋道の記には、早良郡姪濱の前なる猪尾山を（今愛宕山といふ）可也山の樣に記し置かれしは、是は傳聞の誤りならん、此山を昔時より村民もかやの山と言傳へ、其邊り近き海をかやの海と云ふ、かや塚今は誤りて貝塚と云ふ、昔可也山の麓なる故也、天正文祿比の檢地帳に可也塚と書す、可也の海は入海にて、久我船越の北、岐志の東南を云ふ、勝れたる佳景にて、殊に船越より北に向ひ見渡したる景よし。

遣唐大判官、引津亭舶泊時、作歌、

草枕旅をくるしみ戀をれば可也の山邊にさを鹿鳴くも、（万葉集）

（小富士）　今船越、久我、邊田、御床、貝塚等可也の西南なる諸村合同して小富士と稱す、可也海は即船越灣なり

船越（船越灣）　今小富士村と改む、可也山の西なる海村にして、左右に海灣あり、其右方は可也海と呼び、汀曲す、左方は深く東北に斗入し、可也山南を經て前原に至る、長凡六海里　○續風土記云、船越浦は北風烈しき時は、漁人其舟を可也海より引きて、南海へ越し、南風強ければ、此方の舟を北海へ越す、是れ漁の爲めに、風によりあなたこなたへ舟を引越しける故、其名起る、西の出崎を鷺の首といふ。

刀伊賊船來寇の時の狀、朝野群載「太宰府解申請官裁事、右件賊船五十餘艘、寛仁三年四月七日、襲來對馬壹岐國、筑前國怡土郡、經志摩早良等郡、奪人物燒民宅、八日、移來同國那珂郡能古島、九日朝、賊船襲來、欲燒警固所、拒却之間、府呼合戰、漸着能古島、其後二箇日、風波高、不能相攻、十一日未明、同國早良至志摩郡船越津、先是分遣精兵、豫令相待、同十二日、少貳平朝臣致行、前大監大藏種材、大監藤原朝臣致孝、以船三十餘艘、令攻追、同十三日、賊徒至肥前國松浦郡、攻劫村閭、爰彼國前介源知、率郡内兵士、合戰、中矢者數十人、生得者一人、賊船不能進攻、當以歸却、云々、又太宰府注進成勳功者、大神守宮、擬撿非違使財部弘延、賊徒襲却之間、計要害所々、件守宮等差加兵士、警所謂也、而於志摩郡船越津邊、合戰之間、中件守宮等之矢者多、就中生捕者二人、云々」

引津　船越の古名にや、筑前名寄には、志摩郡岐志をいふ所の北に、引津あり、昔は舟入りしも、今は埋もれて田と爲ると說く、岐志は船越右灣の北岸にして、芥屋村に

屬す。○萬葉集十五卷に「到筑前國志摩郡之韓亭舶、泊經三日、聊以裁歌」とありて、六首を載し其次に「遣唐大判官、引津亭舶泊之作歌、七首」とありて、可也山を詠せる者一首も此に列す、其可也山下たること想ふべし、又引津の邊の名告藻に寄託せる詠あり、又遣唐船一行の作なり、

梓弓引津の邊なるなのりその花咲までにあはぬ君かも。

久米郷（クメ）

和名抄、志摩郡久米郷。○今小富士村、即舶越などの郷名にや、續風土記に、芥屋の邊を今は久米郷と云ふと述ぶ、船越は芥屋の南邊なり。○按に推古紀「十年四月、來目皇子、進屯島郡、而聚船舶運軍粮、六月大伴連囓、至自百濟、是時皇子臥病、以不果征討、十一年二月、來目皇子薨於筑紫、仍驛使奏上、天皇大驚曰、征新羅大將軍薨、其臨大事而不遂矣、甚悲乎、仍殯于周芳娑婆」など見ゆ、今の可也附近の邊は、當時の屯營地と思はるれば、此郷名も來目皇子の名代にあらずや。

鷄矢郷（ケヤ）

和名抄、志摩郡鷄永郷。○本書永は矢の誤にて、鷄矢は即芥屋村なるべし、小富士の北なる海村なり、後世芥屋の邊を久米郷と曰ひしは、隣郷の名の混淆したるならん、西北は松浦灣に向ひ、東は明敷（アカシキ）郷に至る。（鷄を古言カケと云ふ、故にケに假る歟）

芥屋（ケヤ） 船越灣の北にして、海岬の上に位置す、西角を佛埼（一名野部埼）と呼ぶ、北角を大門（オホト）埼と云ふ。○續風土記云、芥屋の邊を渾て久米郷と曰ひ、此村を特に安富莊と曰ふ、岐志は其枝村なりとぞ。

大門埼（オホト） 續風土記云、芥屋の乾の方五丁計に、大門崎あり一箇の岩山にして、小き尾續けり、其形怡も龜の首を伸べたるに似て、岩の形細かに見れば、悉八九寸、一尺二三寸、或は一尺八寸計なる石の柱なり、其の柱は良工の手を盡し削成し、數百萬を束ねて、高く海中に立たるが如し、下に大門（オホト）とて、北に向へる大なる岩窟あり。○地學雜志云、芥屋浦の地北に延び、其盡くる所、峭然として高く巨濤の洋中に突出するあり、其御大門（オホト）の岬角にして、壁立十丈、斗層を爲し、僅に縫方一線を通じ、東背の岸趾に寄るを得べし、柱狀數千萬の方石柱より集成し、或は直立して之を連ね、或は斜立して之を疊み、其形狀一ならずと雖、大抵各柱密接して間なく、井然として互に界畫せり、皆玄武石より成る、西岸此岩の北東を摘みて一洞を穿てり、洞門の高さ三間、幅之に半す、其門南東に開き、奥深く暗きも、洞口より凡五十間の間、洞壁稍直にして、小舟を通ずべし、洞頂洞壁、六角或は五角石を以て編み、割る所龜甲紋を編らざるはなし。

姫島（ヒメ） 芥屋村に屬す、佛埼の西二海里に在り、周廻二里許、民家あり、松浦灣の北界にして、神集島と東西相距る四海里、并びに唐津灣の屏障を爲すものなり、人口凡二百。

明敷郷（アカシキ）

和名抄、志摩郡明敷郷、訓安加之岐。○今野北（キタ）村、櫻井村等なり、此地は芥屋の東北にして、玄界洋に臨む、磯石埼あり、磯石訓みて加之岐と云ふ、即明敷の頭なる母音を省畧せる也。

磯石埼（カシキ） 野北村の西北なる岬角にして、西に延伸す。水路志云、玄界洋は西、浦埼（小田）より南西方佛埼に至る約八海里の海岸は、一般に灣澳多く、大約中間に磯石埼を出し、又佛埼に近く大門埼を出し、二三の岡嶼を形造くるも、一も錨泊に適せず。

櫻井（サクラヰ） 野北の西なる山村にして、南は可也、東は小田、皆小嶺を隔つ。續風土記云、櫻井の里は山谷の間にして、志摩一郡の中央にあたる大邑なり、圓光寺に櫻井と名つくる泉あり、此村に與止比賣明神の社あり、其前後に窟あり、慶長十五年之を發見す、國主黒田長政之公此窟に感し給ふ所ありて、神殿を修作せしめられ　浦某を社務に任し、其子毎歳を京都に遣り、吉田家の唯一神道を學ばしめ、國中神祇職の惣司に補せられたり。

韓良郷（カラ）

（小田）（韓泊）（可良浦）

和名抄、志摩郡韓良郷、（高山寺本、注加良、明藻知とあり、不審）○今小田（ヲタ）村なるべし、明敷郷の東北にして、玄界洋と福岡灣の間に横たふ、其北岬を西浦埼と呼び、玄界島對に在り、古史に韓泊（カラノトマリ）と云ふは此地也。

遣唐使、到筑前國志摩郡韓亭（カラトマリ）泊、各陳心緒歌、

可良等麻里、能許乃宇良奈美たゝぬ日はあれども家にこひぬ日はなし、（萬葉集）おきへよりしほ滿來らし可良の宇良にあさりするたづ鳴きてさわぎぬ、（同上）

（韓亭）

續風土記云、唐泊は今津より一里半西北に在り、（萬葉集には志摩郡韓亭と云）昔は今津に異國の船來り集りしが、此所も今津と其浦めぐりつらなりて近き故、韓人の宿する亭を置きしに依り、韓亭と言へるにや、又能古島と唐泊は、其間二里餘、海を隔たれとも、向ひに相對して近く見ゆ、古人唐泊能古の浦波とつゝけて詠める、よく境の趣に叶へり、此唐泊の北に大歳明神の社あり、村人おろかしの神と云、三代實錄「元慶四年、筑前國正六位上大歲神授從五位下」とあるは此神の事を云へるにや、又東林寺、眞宗淨家、唐泊山と號す、千光國師歸朝の時、此浦に着せしかば、一寺を建立したる者とぞ、什景の地なり、宮浦には住吉傳明神を祭り、昔宋人の往來の舟人、順風を此宮に祈れりとぞ。○韓亭は今小田村大字宮浦（ミヤウラ）の關境にして、福岡灣口の西岸なれば、志賀島并に殘島と相對す、又小田村の上方に柑子嶽（カウジダケ）あり、寨址を存す、

（宮浦）（柑子嶽）

永祿の比原田信種此に據り大友氏を拒ぐ、已にして大友の攻陷する所と爲り、信種高祖に走る、其子降種の時、柑子嶽は大友の將士之を守り、原田を鎭壓したること、九州軍記に見ゆ。

玄界島（ゲンカイ） 今小田村に屬す、（小呂島も本村に屬す、玄界洋參考すべし）人口五百、唐泊の北二海里許、

島迄二十三町、東は志賀島に至る、凡二海里半。○水路志云、玄界島は島西端の西側を成し、西面險峻、島頂高さ七一〇呎、此島の北端附近に岩石あり、黒瀬と曰ふ、高さ三十四呎、其東方に近く、大高潮に沒する岩礁あり、又柱島あり、柱島は北西約三鏈半の地に位し、直立尖柱の如し、是と島との間は、多岩にして淺水なり、又柱島の北方約一海里に、サノセ瀬あり、本島の南西陸岸の間に机島あり、机島南方に礁灘あり、ナカイ長間礁は柱島より西二海里半に位し、低潮に二呎干出す、燈臺瀬は更に長間瀬の西約四海里半に在り、圓形の露石より成り、其中の最高岩は水面上約三呎に及ぶ。

（月海島）

太宰管内志云、元寇覆沒のタカ鷹島は、志摩郡ゲンカイ月海島にやと覺ゆる、管あり、八幡愚童訓に、

玄海灘に見わたせば、多可、能古、志賀の三島の浮出たる云々

と載せ、多可島と云ふもの位置略推すべし。（再考、元寇覆沒の鷹島は肥前伊萬里の一島なりと云ふを實說とすべし）

（鷹島）

筑前國續風土記、玄界島もと月海と云へり、後改めて玄界と書すとぞ、元史に見ゆる五龍山も此島の事にや、又八幡愚童訓に見ゆる鷹島も此島の事なるべし、島の周り一里、昔は此島に民家七十二軒有りしが、永祿の初めつかた、世の擾亂甚しかりし時、野島の海賊度々來り侵しける故、宮浦に移り居れり、故に玄界荒墟となりしと四十年許、慶長年中より再移す、又俗說に言傳ふるは、嵯峨天皇の御宇に、四條左大臣公光の子百合若大臣、九州の藩鎭として豐後國に住せられしが、異賊の襲來せしを打平らげ、此島に上り暫居玉ひしを、其家臣別府貞澄貞付兄弟、大臣を島に捨置て歸りける、後には大臣島の與と成りて久しく島に住めり、然るに昔大臣久しく養ひ置れし、綠丸と云大鷹、其内室の使として往來せしなど言傳へり、凡百合若大臣の事は、豐後國大分郡府内に其舊蹟多く、別府兄弟が墓も速水郡石垣村に在り、又上野國にも其遺蹟有り、如何なる人にや、古書に見えざれば、いとうたがはし、

（柱島）

ハシラ柱島玄界の乾の方五町許に在り、島の高さ五十間許、石柱を重ねて成る、石柱は皆方なり、六角稜多く、又八角なるも有り、芥屋大戶の柱石は竪に立てり、此島の柱石は横に重れり、又柱島の西にトウダイ燈臺瀬あり、舟人往々舟を乘懸け破船する所なり、此海にをりをり龍燈上る

（燈籠瀬）

故に、燈籠瀬とも云、方二丁許なる岩礁なり、所々に在りて續かず、凡外屋の海には龍燈上ると言傳ふるは八日以後、晴天殊に雨雪降る時に、上り下り一二條或は三條上りて、後下の方より消て細く、ちらちらと光る、故に海人は之をエビノチ蛭尾と呼ぶ、又玄界島の南西唐泊の間に大机島あり、之を俗言せきやうはふといへるは、擘掠子の三字の訛なるべし、玄界島よりは未申の方に當り、其間七八町斗有り、島の東西百間斗、横も亦百間に近し、其北の方に洞有、小船も入るゝに堪へたり、南岸に石彌陀佛の像を彫付てあり、南岸崩れ落ちしより今佛像もなくなりぬ、又是より南西五十間斗に、小島あり小机と云ふ。

ゲンカイ玄界洋

糸島郡の北洋にして、玄界の名は島より起るごとし、其四至を按するに、南は志賀海中道（粕屋郡）玄界島姫島（糸島郡）東松浦の諸島（肥前松浦郡）に至り、東は津屋崎勝島（宗像郡）并に響灘に至り、西は壹岐、北は對馬海峽（壹岐對馬間の水道を日本海に連絡す）に至る、獨逸の馬關海灘より對馬海峽に赴く者、玄界の北側を過ぎ、其壹岐海峽に赴く者は、大島（宗像郡）烏帽子島の北に過ぐ、本洋の南岸には福岡唐津の二大灣あり。

水路志云、玄海灘、相之島及び玄界島附近に、三坐の險礁あり、此諸礁は殆と高潮に洗ひ、其四周陸界なるが故に、霧天の時此近時を航する者は、最注意を要す、尋常の天氣に於ては、福岡の常航路は容易にして、且安全なり、又夜間は烏帽子島の燈光を以て、安全の示導とすべし、又津潮の流れは、玄界灘、殊に中央なる福岡灣附近の地に會合し、再び流も此地に於て分離す、其大潮の潮力は一節半とす。

エボシ烏帽子島

燈臺瀬の西十二海里、加唐島の東北七海里に在り、馬關長崎間常航路の指導にして、燈臺を設あり、島帽子島の西北三海里に名島の岩礁あり、其長二海里許、烏帽子より壹岐の筒城埼に至る凡十海里

チロ小呂島

又大蛇島に作る、入口百五十許、烏帽子の北東北十二海里、馬關長崎間常航路の北に在り、今小田村に屬す、西浦崎の西北十六海里とす。〇小呂島は烏帽子より稍大にして双頂あり、南背に民家集まれり、筑前國續風土記云、大蛇島周り廿六町、人口百に足らず、異船の來るを防がん爲め、福岡藩より島司を置かれ給ふ、且番所あり。

トシ登志郷

和名抄、志摩郡登志郷、〔訓之〕今イマヅ今津村是なり、韓良郷の東南にして、殘島の西に當る、登志明神并に登志山誓願寺ありて、古郷名を遺せり、此海邊は福岡灣西岸なる一小半島に地續に位置す、其半島を毘沙門嶽と曰ふ。

トシ登志神社

今津に存す、諸縁文書、登社は今津なるべし、（肥後國詫摩文書に、志登社地頭職は、武藤少貳家より詫摩氏數代傳領の由見ゆ、應永年中の讓状まで記錄を存す（肥後國誌）

可令早詫摩別當次郎時秀法師（法名寂覺）領知筑前國志登社地頭職豐前々司景資事
右依弘安四年蒙古合戰之恩、所被宛行也者、守先例可令領掌之狀、依仰下知、如件
弘安九年十月廿八日　相模守平朝臣判
陸奥守平朝臣判

イマヅ今津

博多灣なり、今今津村と曰ひ、福岡を去る三里半、南は元岡村、今宿村とす、ビシヤモン毘沙門嶽に聳え、海

(毘沙門嶽)

(誓願寺)

中に斗出し、南北に潮水を凌ぐ。續風土記云、今は昔唐船多く着せしかば、後の長崎港の如くなりしとかや、さればこそ村の西を唐船淵といひ、今は平地となれり、小松重盛公病氣の時、此邊に唐の醫師來り居たりしに、療治を致さしめ玉へと清盛公より言ひ遣はされし事、盛衰記に見えたり、文永八年九月、蒙古の使者趙良弼等此所に着し、牒状を呈す、此地は太宰府より道程八里、實に異國船渡來して輻湊したりける所なればにや、昔の宅地の跡、市町の筋多く見え、且醫寺等の舊跡も處々に殘り、今もなほ賑き村里にて、民家多く、寺院も十二箇所あり、北の海濱には異賊の襲來を防くべき石壘尚殘れり、高さは二間餘ありしとかや、今は沙に埋れて、少許所々に顯はれて見ゆ、村の北の方に登志大明神の社あり、何の神を祭ると言ふ事を知らず、此邊は登志の郷なればかくいへるなるべし、誓願(セイグワン)寺は眞言宗、登志山と號す、縁起曰、此寺は仲原氏の女所願にて、其夫還智の建立せし所なり、壽應二年願を發し、安元元年成就、明菴僧正(榮西なり)仁安三年入宋して、同年の秋歸朝しけるが、治承二年まで三とせが間、此寺に住して一切經の渡海するを待ける、是此津は異國の商船來り集る所なれば、其來り賣るを待ちて買はむとの事なりしならん、今此寺に院廳下文、將軍家及び領主の寄進状等多く傳はれり、原田信種高祖の城主たりし時まで、預寺領を寄附せりと見えたり。(史蹟寺寶考證云、今津大泉坊所藏、榮西自筆の盂蘭盆經緣起、及び建久三年自寫の法華經あり、其六年に博多聖福寺を建て、禪宗最初の道場と爲しゝ也。○五代帝王物語云、文永八年九月十九日、筑前國今津に異人趙良弼を始めとして百餘人來朝す。吉續記云、文永八年十月廿三日蒙古船着岸今津邊、牒狀云々、件所自太宰府相隔一二里云々。西大寺文書、異國襲來祈禱注錄(弘安四年九月、教興寺開山、如圓上人阿一記)云、七月廿七日、異賊之船、既九州太宰府、博多金津入由、注進在之、(この金津は今津の誤なるべし)

朝倉郡

朝倉(アサクラ)郡

明治二十九年、上座、下座、夜須の三郡を合同し、朝倉と爲す、千年(チトセ)川(一名筑後川)中游、北岸の地にして、他の筑前諸郡と方向を異にす、今面積二十二方里、人口九万五千、郡治は甘木(アマギ)に在り、一町二十五村に分つ(寶珠山村は、本福之を豐後日田郡に係く)

此地方は古名安野(ヤスノ)と云ふ、神功皇后征韓の時軍兵を召集し給ひ、又齊明女皇行宮を建てゝ、百濟に出師にしたまへる故蹟とす、朝倉の名は其宮號に出づ、又之より先き、筑紫末多(マタ)君の治めし國も此邊とおもはる。中世以降秋月氏之に居り豪族たり、戰國の季世に及び、種實父子頻に兵を四隣に出だし、大閤と抗衡したりが、天正十五年移封せらる。

上座(シャウザ)川

千年(チトセ)川を朝倉郡にてかく呼ぶ、東界把木(ハキ)村穗坂より、西界蜷城(ニナキ)村長田に至る凡四里二十一町と稱す、南岸は即浮羽郡(筑後)の地とす、朝倉郡内の諸水は、皆本川に注入す。

夜(ヤ)須(ス)郡

明治二十九年廢して朝倉郡に併入す、舊御笠郡の東、下座の西、北は馬見山に至り、南は山隈原に至る。○和名抄、夜須郡六郷に分ち、東西と注せず、夜東夜西と稱せしなり、萬用集には夜須郡上下と注す、土俗は栗田以西を西郷と呼び、甘木秋月を東郷と呼べり。○神功紀に層増岐(ソソキ)野に誅し其邊を名つけて安(ヤス)と曰ふと載す、層増岐野は蓋夜須の舊名なり。

中屋(ナカツヤ)郷

和名抄、夜須郡中屋郷。○今中津屋村、安野村是なり、筑紫郡山家(ヤマヘ)村の東南にして、大字石櫃(イシビツ)、中牟田、砥上等なり。

(砥上)

續風土記云、砥上(トカミ)は中津屋郷なれば、其神を中津屋神と曰ふ、丑寅の山を砥上嶽と曰ふ、八幡本紀に中屋郷砥上村と見え、神功皇后諸國の兵卒をまつ此に集め給ひし中宿なりと傳ふと述べたり、又石櫃と云ふは、村中に塚あり、塚に依りて石櫃の名起る。

安野(ヤスノ)

(層増岐野)

今中津屋の西南を安野村と曰ふ、神功紀に見ゆる層増岐野(ソソキノ)蓋此なり、曰「自橿日宮、遷于松峽宮時、飄風忽起、御笠墮風、故時人號其處曰御笠也、至層増岐野、卽擧兵撃羽白熊鷲、而滅之、謂左右曰、取得熊鷲、我心則安、故號其處曰安也」一説に糸島郡雷山にも層増岐野の名ありと曰ふ、地理神功紀に合はず。

君が爲め釀みし待酒安の野に獨や飮まむ友無にして、(萬葉)

(四三島)

筑前名寄云、長者町と四三島(シサウシマ)(今安野村大字)の間を安野と曰ふ、方一里の平野なり、里人は七板原と曰ふ、山隈山の北なり、其山の南は卽山隈原なり。(續風土記云、四三島の境内に宰形墓と云ふ古墳あり、其東南に山隈の城趾あり、是は天正攻錄に此、小早川家にて建てられし砦とぞ、其南なる山隈原は筑池少貳の古戰場とす、太刀洗川此を流る。

長者(チヤウジヤ)

今三根村と改む、山家甘木の間にして、驛路にかかれば、土人長者町と曰ふ、此は昔八並(ヤナミ)長者と號せる富豪の宅址なりと、按に此地は和名抄中屋郷にや、又栗田郷にや、今定めて云ひ難しと雖、延喜式隈崎驛は此邊にありしごとし、然らば土俗謂ゆる長者は驛長歟。

隈崎(クマサキ)

今三根村大字長者などにや、延喜式に見ゆる驛名なり、其行程を按するに、把伎(ハキ)、廣瀬、隈崎と次

第し、[illegible]國より太宰府に赴く經路とす、[illegible]は上座郡にて、[illegible]太宰府の間凡七里、長者町は其中點にあたる。

栗田郷(クリタ)　和名抄、夜須郡栗田郷。○今栗田村存す、長者町の南東にして、甘水川の畔なり、西は山隈山に至る。○續風土記云、老松大明神は栗田の枝村寺家に在り、天正十六年十月、秋月種實の古砦の城下に押よせ、所々に火を放ち、太宰府天滿宮の神體を栗田にうつし廿人をも招き寄せける、寺家と云ふ所五百石なるを、御神社に奉らる、天正十九年に、小早川隆景宰府の御社を建立有し時、此時に老松大明神を祀で祭りしなるべし。

松峽宮址(マツヲノミヤ)　神功紀云、荷持田村(ノトリタ)、有羽白熊鷲者、(中略)皇后從橿日宮、遷于松峽宮、(中略)至層増岐野、即擧兵擊之。○續風土記云、松峽宮は栗田村に松尾と云所あり、もし此地にてもあるべき歟。

川島郷(カハシマ)　和名抄、夜須郡川島郷。○今詳ならず安川(ヤスカハ)村などにあたる歟、栗田郷并に[illegible]の東北にして、秋月の山口なり、甘木川、小石原川之を貫流し、地勢川島ともいひつべし。

長谷山(ハセ)　(安川)　秋月の山口にして、甘木驛の北なり。○續風土記云、夜須川(一名小石原川)の月隈と[illegible]し、楢原(ナラバル)の林中に寶持寺あり、東光院と云ふ、長谷山には昔千手觀音堂ありて、相州長谷になぞらへしも、天正十五年、秋月家本郡を去り日州に赴き給ふ時、其佛像をも持ち行かれけるとぞ。○九州軍記云、永祿十年、夜須郡の秋月長門守種實、其勢強大になり、殊更中國毛利の味方を招き寄せ、寶滿の衆に致す由聞えしければ、大友氏の將戶次鑑連、臼杵鑑速、吉弘鑑理評議して、吉岡宗歡に一萬の勢を添て、寶滿に殘し置、三將合て二萬餘騎秋月の城へ發向し、(甘木)甘木長谷山(アマキハセ)にて、一日に七箇度まで軍合ありしに、鑑連七度ながら太刀打して、能武者多く打取たり、家の子に十時右近惟定とて、隱れなき大力剛絶の者ありて、四尺五寸の白柄の大長刀を打振、四角八面に當仕し、大の甲兵を長刀に貫き中に指上け投しかば、三丈餘をぞ打越ける、後までも此所を夜須郡の人投原とぞ名付たり。(今安川に、大字甘水、下淵等あり)秋月種實、有前筑數郡、擁古所等國、以高山峻絶、常居杉木邑城、[illegible]、晋津[illegible]戍下淵(シモフチ)、內田善兵衛戍彌永(ヤナガ)、板[illegible]左京戍[illegible]彌陀峰、[illegible]四幡戍左右良(マテラ)、木村甲斐戍池田、[illegible]江越中戍田籠六兵衛戍益富(マストミ)、山江利內藏助戍笠木、鳥嶺、長尾、馬見、大山、荷山諸城、皆置守、以[illegible]杉宗像[illegible](井樓纂聞)(下淵)

賀美郷(カミ)　和名抄、夜須郡賀美郷。○今秋月村、上秋月村等是なり、夜須郡東北の山中にして、上方に當る。

秋月(アキヅキ)　今人口七千、上下の二村に分れ、下村は近世福岡藩黑田家の支封なりしを以て、專ら秋月と曰ふ、城塞址は古所山に在り、北は大隈(嘉穗郡)に至る三里、南は甘木に至る二里。續風土記云、秋月村は昔大藏姓秋月氏累代の居宅にして、名邑とす、此里山林景色うるはしく、薪水の便よく、土產多き郡內中第一也、唯四方皆山なる故に、山嵐の瘴氣深くして、濕にあたるうれひ有、秋月の西なる山を觀音山といふ、此山にて秋月をかくし、山の外よりは見えず、彌長(ヤナガ)の方より谷を上り行く人、秋月などの里の有べしとは思はず、あたかも隱口(コモリク)の初瀨(ハツセ)の如き地勢なり、上秋月村八幡宮は、秋月上秋月の產神なり。○元和九年、黑田忠之、其弟甲斐守長興に秋月の采田五萬石を配分し、古所山下に居館せしむ、子孫世襲して明治維新に至る、丁丑の歲、九州士族亂を作す、三月四月の交、暴徒秋月に嘯集したりしも、官軍來討、幾日ならずして潰散す。

古所山(コショ)　又岩蘇山に作る、馬見山(ウマミ)(嘉穗郡)の西に並び相似し、海面を拔く二千五百尺、野鳥谷より登る凡三十町とす、黑田氏館址、及び秋月氏舊址等、山下に在り。○續風土記云、古所は荷持(ノトリ)村の上にある高山なり、秋月の宿の上に當れり、白山又白嶽とも號す、秋月氏の舊城は古所山の內の方十町餘、下に寺坊の址多し、八町越は秋月の北道なり、山路の嶮しき所を八町過る、是筑後に南筑後より秋月に來り、此道を越えて嘉麻郡千手町大隈町を經て豐前に通る大路なり、故に近國の大名も江戶往來に此道を通る人多し。○大日本史云、大藏春實、當[illegible]藤原純友、大有戰績、[illegible]之寇、筑紫春實[illegible]神村、與其子光弘、將兵擊之、亦有功、其後子孫名世、原田秋月二氏最著、秋月種道、建武中與菊池武敏、起兵勤王、尋拒足利尊氏於多々良濱、及尊氏走太宰府、率兵追之、種道返擊死之。○外史曰云、天文廿三年、秋月文種起兵[illegible]於大友義鎮、弘治三年、文種[illegible]通毛利氏、義鎮使戶次鑑連攻之、圍秋月城、有內應者納外兵、文種自殺、其將士出降、永祿十年、文種子種實、倚毛利氏、以兵[illegible]秋月城、鑑連攻圍古所山、城險不可拔、已而毛利氏收兵、種實乞降大友、及天正六年、秋月長[illegible](秋月氏當時要害有近傍六七所)、九州軍記、天正十五年、太閤秀吉公、大軍(御軍)を催され、秋月の古所山の城には、秋月か一族其外豐筑肥の國士集て、一萬五千餘の勢にて籠り居たりしが、殿下の大軍の堂々に驚ての企や違けん、何れも緣を求て降參し、故郷に逃れ或山林に隱れ散々にこそなりにける、種實剃髮入道宗全と號し其降參の旨を申しければ、御免を蒙り、秋月、寶滿、岩屋、寶森、赤司、城々を悉く開渡(アケ)したり、其後殿下より日向の內に種實所領(財部二萬七千石)を賜ひ、宗像財部は秋月の與力として、三四百町を下さる。○[illegible]東西國記云、己丑年、[illegible]使來朝、[illegible]筑前

州等政所、秋月太守源成直、大友府管下、稱秋月殿、有武才。

荷持田（野鳥谷） 神功紀云、皇后遣吉備臣鴨別、令撃熊襲、未經浹辰自服焉、且荷持田村（荷持此云能登利）有羽白熊鷲者、其爲人強健、亦身有翼、能飛以高翔、是以不從皇命、毎略盗人民。○今秋月村の野鳥谷卽是なり、古史に有翼高翔とあるは、爲人の比喩のみ。

小石原（小石原川） 今小石原村と云ふ、秋月の東四里、南豐の州界に接近し、夜須川の源なり、此川一名小石原と云ひ、秋月に至り、南方に折れ、甘木を過ぎ、終に筑後川に入る長九里。○小石原は彥山の南嶺の尾に在りて、高嶮僻遠の地なれど、古道は山路あり、田川郡より本郡に、又嘉穗郡より日田（豐後）に往來するもの之を捷徑とす。

續風土記云、小石原は秋月の谷を五里登り、其奥にあり、嘉麻郡桑野村よりも坂を登りて爰にいたる、此地より彥山の方へも長谷を下る、黃村の方へも是より下る、凡此所は四方より上り會する峰にて、高く寬き平地なり、深山の奥にかゝる所は稀也、彥山の山伏修行する所也、又御輿の松、大友宗麟耶蘇の宗となり、彥山を燒れけるが、彥山の衆徒神輿を此松の洪に[illegible]、喉を切て死しける故、御輿の松といへるとかや、又此所に天和二年より陶工來り住して、陶器を作る、肥前伊萬里の製造にならふ。

雲提郷 和名抄、夜須郡雲提郷。○今大三輪村是なり、雲提は和州に同名ありて、大穴持神の裔神を祭る、大三輪村にも於保奈牟智神社あるは、偶合と爲すべからず、此にも其社を雲提森と呼びたるより、郷名の起れるならん、宇奈提の名は出雲國造神賀詞の中に見えたり。

大三輪神社 今大三輪村大字彌永に在り、釋紀所引、筑前風土記曰、氣長足姫尊、欲伐新羅、整理軍士、發行之間、道中遁亡、占求其由、卽有祟神、名曰大三輪神、所以樹此神社、遂平新羅。○續風土記云、彌永は秋月の谷口なり、此村に延喜式、夜須郡於保奈牟智神社あり、日本紀に「神功皇后、令諸國集船舶、練兵甲時、軍卒難集、皇后曰、必神心焉、則立大三輪社、以奉刀矛矣、軍衆自聚」と見ゆ、今も夜須東郡の總社なれば、人の尊敬あさからず。○彌永の邊にて、夜須川より水苔俗名川茸を採りて、食料に製す、壽泉苔、又秋月苔と稱し、本郡の名産とす。（彌永）

甘木 今甘木町と云ふ、人口六千七百、本郡々治の所にして、一市街を成す、福岡市を去る八里半、久留米、吉井を去る各四里とす。

續風土記云、甘木町は延寶四年民戸五百あり、肥筑豐六州の人の寄り來る所にして商人多し、安長寺此地に在り、臨濟宗なり、開山[illegible]、[illegible]長のころ開基せりとぞ、寺内に地藏堂有、秋月種實が秀吉公に捧し楢柴といふ瑕茶壺は、もとは平戸の松浦民部大輔所持しける、或時松浦氏財用ともしかりしが、此茶壺を秋月種實に遣はし、代金百枚に換んと云、種實得まほしく思ひ、京都に人を登せ金を求る其間、彼楢柴の茶壺を暫其地藏堂にさゝ置、松浦が士三人秋月が士三人にて守りける、金を求め下り地藏堂の庭にて金を籌して平戸の使者に渡し、茶入を請取りけるが、是は[illegible]九州にて彼の眞僞を見知る者なかりし故ならん、又甘木の川原に藤原大納言の墓と傳ふる者あり。

馬田郷（末多國） 和名抄、夜須郡馬田郷。○今馬田村存す、甘木も本郷の屬にや、雲提郷の東南にして、下座郡境に至る。一說國造本紀に見ゆる竺志米多國造は此地にして、筑後の朝倉郡を以て其舊域とすとも曰ふ、然れども一本米多とありて、肥前國三根郡米多郷に擬すべき歟、古事記「若野毛二股王子、意富杼王（應神帝孫）筑紫之末多君之祖也」と見え、且は國造本紀に竺志米多國造、志賀高穴穗朝、息長公同祖、稚沼毛二俣命孫、都紀女加定賜と識せ、其二俣命の皇別たること相合ふ。而も二書共に末字を米又禾に作る一本ありて、古事記傳には米多を採用したり、蓋此朝倉郡に馬田郷あるに注意せず、專ら肥前の三根郡米多郷に心引かれし故ならん。又志賀高穴穗朝とあるは誤れり、應神帝の孫なれば、猶四五朝後に國造に定められたまへる也、かくて末多米多孰か決め難きに似たれど、三根郡には綾縣主あり、又神崎郡に併せられしこともありて、國造の君の領知せりとは信せられず、今暫く馬田と定めん歟。

下座郡

明治二十九年廢して朝倉郡に復す、和名抄、下座郡六郷に分ち、下都安佐久良と注す、延喜式古本にはシモツクラと傍訓する者あり、後世は專ら音讀して呼ぶ、此郡北は夜須、西は夜須并に御井（筑後）南は千年川、東は上座とし、小郡なりき。

馬田郷（小田）（久留主塚） 和名抄、下座郡馬田郷、訓無萬多。○今詳ならず、夜須郡にも同名の郷あるに依り、之に隣接の地を探るに、蓋福田村是なり、大字小田平塚等あり。

小田は今福田と改む、立石の南にして、蜷城村の北なり。續風土記云、小田の原は、昔種野草相雜り、高平の地なり、久留主塚と云ふ、小田村の南にあり、是は昔耶蘇の宗徒を埋めし所とす。

長田 今蜷城と改む、筑後川北邊の村にして、佐田川（長五里）桂川（長三里）の二水東北より來り、千年川に入る。太平記に見ゆる水城渡は此河津なるべし、今の蜷城は其說なり、今又三奈木村は別に長田の東北二里に

存す、桂川一名三奈木川と云ふ。

（水城渡）續風土記云、水城(ミナキ)渡は長田村に在り、此川元和の初めまで猶大なりしが、今は水あせて小川となる、建武三年の春の比、菊池掃部介武俊と小武太郎頼尚の水城渡(ミナキノワタリ)に合戰せしこと、太平記に見ゆ、御笠郡の水城にはあらず。

三城(ミナキ)郷

和名抄、下座郡三城郷、訓美都木、(高山寺本、注美介岐、美雲とあり、郷訓相同し)。○今蜷城村蓋是なり、和名抄美都木とあれど、延喜式には美奈宜に作る、此地は朝倉宮に近接すれば、古代水城などを置かれしにや。和名抄本郡又城邊郷ありて、木乃倍と訓む、本郷の隣邊なるべし、水城は御笠郡なるは今も美都木と唱ふれど、此なるは古へより美奈宜と呼べるにや、兩字同義なれば事理に害なし。

城邊(キノヘ)郷

和名抄、下座郡城邊郷、訓木乃倍。○三城郷の屬なるへければ、今蜷城村の中なるべし。

美奈宜(ミナギ)神社

今蜷城村大字林田に在り、延喜式、下座郡美奈宜神社三座、名神大と錄し、蓋宗像三女神を祭る。○續風土記云、宗像神社の緣起に、神功皇后三韓にて、河貝子を集めて城とし、賊を欺き亡し玉ひし所なれば、其地を蜷城(ミナキ)と云ふと見えたり、林田に其祠あり、又郡內三奈木の栗尾明神の社人も、己が社を以て、式內美奈宜社と稱す。○按に下座郡は中世三奈木莊と稱し、其區域廣く當郷を籠め、南北朝の頃は、清原氏今の三奈木村に城き、本莊を略有す、依て栗尾にも同神を祭る歟。

（蜷城）

桑襲(クハヘ)郷

和名抄、下座郡桑襲郷、訓久波倍。○今詳ならず、金川村などにや、大字桑原あり、桑原は古言久波不に同し(桑生の義)久波不を久波倍に轉し、和名抄桑襲に作れるにや、襲は古訓不に假る例もあり。

（桑原）

立石(タテイシ)郷

和名抄、下座郡立石郷、訓多天之、(高山寺本之を缺く)。○今立石(タテイシ)村存す、福田金川の北にして、甘木驛の東に接す、大字堤、柿原(カキハル)等あり。

（柿原）（休松）續風土記云、休松(ヤスマツ)、又茄子町(ナスマチ)に作る、永祿十年八月、秋月種實は毛利元就に一味し、其勢強大なる由、大友家に聞えければ、先づ秋月を退治せずんば、忽ち大事出來とて、戸次吉弘臼杵此三將、二萬餘の兵を引卒して、八月十四日秋月に發せしが、甘木長谷山迄押詰る、種實杉の本の枝城を引拂ひ、軍勢を卒して古所山の城に引のぼる、臼杵吉弘は莊山に陣し、戸次は後備にて茄子町に陣を取れり、九月に及び、休松に夜軍あり、秋月方の勝利と爲る、此休松の砦跡は柿原村の上に在り。○井樓纂聞云、永祿十年八月十五日、豐侯軍最進攻城、梅岳子督衆冒矢以登、遂克邑城、種實挺身、走保古所山、梅岳子軍休松(藻光按、休松在下座郡柿原村、一名茄子町、是山蓋有松樹、行人常休其下、因得名、休松茄子町、和語相近、而訛也、山絡無樹木、自宿取村、逶邐上、可二十町、不甚高峻、利出兵決戰、而無濕卒躍登之險、山距古所南二里、杉本一里)臼杵子軍觀音岳、吉弘子軍道場山、(藻光按、觀音岳在夜須郡古所西南一里、道場山在古所西一里、二子所軍、本作井山、今據九州軍記改之、莊山在嘉麻郡潤河內村、距古所山北二里餘、頗遠、不得夜斫營也)以壁古所。

青木(アチキ)郷

和名抄、下座郡青木郷、訓安乎木。○今詳ならず、三奈木村にあたるに似たれど、未た徵證を得ず。

三奈木(ミナギ)

今三奈木村と曰ふ、大字城、荷原(ニハラ)、屋形原などあり、立石金川二村の東北に接し、佐田川村中を貫流す。按に三奈木は元來筑後川の畔の郷名より起り、中世莊名に呼び、廣く當郷を總べたるごとし、南北朝の比、清原氏三奈木に居り、勤王以て官軍を將帥す、大字城(シロ)は蓋其要害にして、屋形原は館所にや。また此莊を下津(シモツ)郡と稱す、下津座郡の謂にして、一郡を總ぶ。後世三奈木庄の東北偏に、三奈木村の稱を遺すも、和名抄三城郷の地には非ず。○志賀文書云

（城）

弘安四年蒙古合戰勳功賞、筑前國三奈木莊、地頭預所

兩職配分事、

一人豐後國志賀太郎泰朝法師、

正應元年十月十日　沙彌判(少貳貞經)

沙彌判(大友貞宗)

安徳寨軍攷證云、五條大外記頼元、清原姓の別種家にして、船橋と其祖先を同しくす、頼元延元南狩の後、暫時京師に留り、其後南山に詣る、建武三年九月、征西宮に隨ひて西國に赴き、政務軍事に當り、竭誠盡力し、二十二年五月、筑前三奈木に卒す、年七十八、鎭西の政をなす凡三十年、子良氏、孫頼治其遺志を續き、征西宮を輔翼し、南北合和の時は、筑後上妻郡矢部山に後征西宮を奉す、其後子孫綿々として其山に居住す。○五條文書の系圖に「元中四年、頼治(頼元孫)居筑前月足、十月將軍宮以使由利信濃守、賜令旨及寶刀、時宮在肥後宇土、七年、賜筑前河北莊」とあれど、古記集覽の五條文書には、筑後國河北莊に作る、又一篇あり

筑前國下津郡之事

任故御所御沙汰之旨、知行不可相違之由、依仰執達、如件、

三月十二日(弘和四年)　左少將判

謹上　五條左馬頭殿

筑前續風土記云、明治維新の比林田神社(今蜷城村)を以て式內美奈宜と定められしに、荷原の栗尾神社(今三奈木村)より訴訟しければ、官より兩社共に郷社に列せしめらる、栗尾社の天正文祿の棟札には、喰那尾社と記せり、喰那尾轉して栗尾と爲れる也。

筑前道上　廣瀬　桃園

西都秋色正凋殘、且就輿窗佇望看、劉炎功業悲興運、賈生讒哭淚治安、晴霞夾路樹林寒、

國產自堪供國用、明朝將問度支官、

上座郡

明治二十九年廢して朝倉郡に併す、和名抄、上座郡七郷に分ち、下座に准すと注すれば、上都安佐久良、又は上都久良と訓むべし、後世は專ら音讀して呼ぶ。此郡北は夜須、東は下座、南は千年川、東は日田(豐後)とす、下座に比すれば稍大なりき。

(佐田)

祚田郷

和名抄、上座郡祚田郷。○今高木村是なるべし、大字佐田あり、三奈木の東にして、山村なり、佐田川此に出て西流三里、三奈木に至り南に折れ、又三里にして蜷城村に至り、筑後川に入る。祚は音ソなれども、サにも通ふ歟、又祚は誤にやとも曰へり、高山寺本には作田に作る。

朝倉山

高木村烏屋山の南にして、宮野より志波に至る東西横嶺の總名なり。○續風土記云、麻底良山より北宮野まですべて朝倉山と呼び、一所に限らずと云ふ、朝倉と名付しは此邊東に山有、西の方は朝くらしといへば、此邊の山の名によりて名付し成べし、日本紀を考ふるに、齊明天皇朝倉に崩れ玉ふ、此夕朝くら山のうへに鬼有て、大笠を著て喪儀を臨み視る、衆皆嗟き怪むと記せり、此山の事なるべし、又新後撰に「時鳥朝くらやまの明ぼのにさふ人もなき名乘しるしも」と詠せり。

宮野

今宮野村と曰ふ、三奈木の東にして、大字須川、比良松等あり、齊明天皇朝倉行宮の遺蹟とぞ。

北筑道上　　僧　古竹

異木宮何處、千年遺跡存、野人春雨裏、花落古[illegible]門、

(須川)

朝倉宮址

續風土記云、齊明天皇七年、新羅を打ち百濟をすくはんが爲め、天皇みつから筑紫に下り、此所に行宮をたてゝ住玉ふ、削らざる丸木にて屋作りさせ玉ひし故に、木丸殿共云、其行宮の址、須川村の畑の中に有、其南の方廣原の地にて、廣庭とも云つべき廣地也、凡此あたりの内、皇居を建べき平原の地、此外に無ければ、村民の說さも有べし、むかしは礎石など多く殘りて有しを、田圃の妨りに成ればとて、取捨侍る、されども今少殘れり、花園山横澤池などいへる遺跡殘れり、古く宮野村といへるも是によりての名なるべし、又此所の北近き所に、むかし朝闇寺と云し寺有、今も其址いちじるし、是はた此地を朝くらと云し一證とす、按るに清輔奧義抄に云「天智天皇世につゝしみ玉ふ事有て、筑前國上座郡朝倉と云所の山中に、黑木の屋を作りておはしましけるを、木の丸殿と云、丸木にて作れる故也、用心をし玉ひければ、入來る人間はぬに名乘をしつゝ入けるなり」と、上座を和名抄にはかみつ朝倉と訓し、下座をしもつ朝倉と訓すれば、此郡幷に下座郡をもすべて朝倉と云けるなり、取わけ須川宮野の邊を朝倉と稱しにや、然るに一條兼良公の梁塵愚按抄に曰「朝倉は此は延喜式、神名帳に土佐國土佐郡に有」と記せり、凡土佐は四國の南に有て、はるかなる僻土にて、當時天皇筑紫に下り、百濟を救ひ玉ふ萬機いそがはしきに、何の故にか土佐に行幸し玉はんや、但し博多(那津)の港邊は、不意に[illegible]の恐れもあれば、わざと海を遠く隔たりたる地を、此に撰み玉へるならん。

あさくらや木の丸殿に我居れば名のりをしつゝ行くは誰か子ぞ(新古今集)　天智天皇

あさくらや木の丸殿にすむ月の光りは名のるこゝろこそすれ(御集)　後鳥羽院

按に廣庭宮址は、今宮野村大字須川の長安寺(朝闇寺に同し)と字する地にして、朝倉社と云ふも此に在るべし、齊明紀云「七年三月、至于娜大津、居于磐瀨行宮、五月天皇遷居于朝倉橘廣庭宮、是時斫除朝倉社木、而作此宮之故、神忿壞殿、亦見宮中鬼火、由是大舍人及諸近侍、病死者衆、七月天皇崩于朝倉宮、八月皇太子奉從天皇喪、還至磐瀨宮、是夕於朝倉山上、有鬼著大笠、臨視喪儀」と、續風土記に朝倉社は麻氐良神にて、行宮址の地と異なりと論ず、兩說今採決し難ければ、幷び擧く。又按に朝倉を、木丸殿とつゝけて詠ずるは、當時の宮室の制、校倉なりければ、此稱あり、校倉は即木丸とも稱し、古人之を朝倉とも呼びけること、和州初瀨の朝倉宮址に參考すべし。(惠蘇を參考)

(朝闇寺址)

廣瀨郷

和名抄、上座郡廣瀨郷、訓比呂勢。○延喜式、廣瀨驛とあるも此なり、把伎隈崎の間なれば、今の宮野村などに當る、大字比良松は近代此地方の驛家たり、甘木の東南二里とす。

長淵郷

和名抄、上座郡長淵郷、訓奈加布知。○今福成村是なり、大字長淵存す、大庭村も本郷の中なりしにや、共に宮野村の西南に接す。

續風土記云、八坂藥師の緣起に曰く、昔武藏寺に藤原代と云ふ長者あり、老て子なし、藥師に祈り子を獲たりければ、大に悅び、長淵に藥師堂を建立しける、後世此佛を宮野の某山に移し、有王山南林寺と呼ぶ、貞和二年立石宗本中興し、曹洞宗と爲る、黑田忠之公の時命ありて眞言宗に改む。

山田

今宮野と合同し、朝倉村と改稱す、宮野の東南に接す、此村に惠蘇八幡宮并に朝闇寺あり、是は宮野の朝倉宮址の邊より移置したる者とも曰ふ。

惠蘇

續風土記云、惠蘇八幡宮は、山田村に在りて、上座郡の總社とす、其社僧の寺を朝倉山長安寺(一書に朝闇寺につくる)と云ふ、長安寺とは朝闇寺成べし、此御やしろの前、千とせ川の水を引く、横三間に長九間の通あけ、其上に土手をつき、是より水を通し、凡九村百五十町餘の田を灌漑す、寬文三年よりはじまれり、此八幡の上の山の石塔を里人は齊明天皇の御陵と云、齊明天皇は朝倉の宮にて崩御の後、大和國飛鳥河原に殯せ

て雨、日本紀に[illegible]、かゝる
皆、[illegible]ためしは世に猶多し、またこの山田村に黒蘇宿とて小村
有、此[illegible]ふ、[illegible]北には
玉
苅萱の關有、南には此朝倉の關有て、非常をいましめ
[illegible]をぬるさぬ朝倉の關」小侍從、また此黒蘇町の邊にかくれ家
の森とて有、此關はこゝにて名乘らざりし者を通さざり
けれ[illegible]、この森にかくれゐるよし云傳へり。〇[illegible]云、黒
蘇宿を比[illegible]の間に、小[illegible]田と云ふ小村あり、昔此邊千
年川流れし[illegible]にや、今も小[illegible]田に江を所に有て、今は
[illegible]田となる、[illegible]の有し所田と成し故、名つけしに
や、おめ田と云へきを、めをへと通音なれば、果てたへ
たといへる成べし、神樂歌に「朝くらやおめのみなとに
[illegible]するあまのふさしにあさにけりをよ」あまは海人を
いふなれど、凡海人をもあまといふべし、千年川は大河
にて[illegible]なり、[illegible]朝倉山の河向ひに、小江を
いふ所有り、千年川に近し、[illegible]、小江の
[illegible]、上座の
おへたより黒蘇宿のあたり、向ひの小江田まで舟のつく
所なれば、すべて織面のみなとゝ云しにや。(神樂歌、一
作「朝倉やための湊に網引せば、玉のめさしに相あひに
けり」云々)

麻底良布神社

延喜式、上座郡の官社なり、今朝倉村大字山田に在り、方[illegible]、或は左右良に作る、左右を[illegible]に假るは、[illegible]也、[illegible]にも[illegible]あり。〇續風土記云、麻底良山は山田の東、志波の西北にて、此邊の諸山よりすぐれて高く、形麗し、麻底良神社は山田村に有、朝倉神社とは此左右良布の神社なるべし、今按るに齊明天皇筑紫に下り玉ひ、朝倉の[illegible]の行宮を
[illegible]給ふ時、朝倉の社の木を伐し故、神のたゝり有し事、日本紀に見えたり、此時朝倉の社を左右良の山上に改め作しにや、朝倉の行宮の址より、左右良山まで間近ければ、左も有べし、されどもいまだ其是非をしらず、三代實錄に[illegible]の神々有、天文四年、太宰大貳大内[illegible]介より、[illegible]を捧けし[illegible]、[illegible]これり。

左右良城址

今朝倉村大字山田に在り、慶長中黒田入國の初め、栗山大膳利安本城に居り、食邑一萬五千石以て、一方を[illegible]したり、元和中[illegible]す、九州軍記に、大友宗[illegible]より[illegible]上城を攻ければ、秋月種實後[illegible]として打て出て、上座[illegible]底良の城に三日[illegible]し、方々の味方を召集め、[illegible]針目まで[illegible]も見ゆ。

志波

山田の東なる一村なり、左右良山の下にして、千年川の北岸に在り。續風土記云、志波は[illegible]名遠市の里と[illegible]へり、後代[illegible]波氏の人[illegible]たりし[illegible]に改むとぞ、[illegible]開[illegible]寺の[illegible]は、[illegible]來の比[illegible]山氏[illegible]より移[illegible]す、此[illegible]は[illegible]、[illegible]立、無方和尚開基にて、今[illegible]址は[illegible]村の[illegible]山に在り、普門院は[illegible]を奉し、傳[illegible]殿廣大ならねど、[illegible]作[illegible]功なること、國中第一なり。大友記云、[illegible]後の國[illegible]所治部大輔も、[illegible]州を[illegible]き、秋月に屬し、井の上の城にたて籠るよし、豐後の國へ聞えければ、三千餘騎天正九年十一月上旬に、井の上の城に押[illegible]、數日[illegible]にける、後[illegible]に秋月種實三千餘騎を率し、高山の尾、はりめと云所に陣をよする、宗[illegible]此ことを聞、さては種實を追[illegible]てこそ、重て城を[illegible]さんとて、井の上の城をさしおき、秋月にかけ向、しわの溜を隔て相戰ふ。

久喜宮

今久喜宮村と云ふ、志波の東に接し、一市街を成す、千歲川の畔にして、[illegible]守山王社あり、久喜を久久に假ること、其故を知らず、久久は[illegible]の義にや。

續風土記云、久喜宮村[illegible]也、其戰場も今は畠となれり、天正九年秋の頃、秋月種[illegible]、[illegible]門治部少輔[illegible]、[illegible]生葉郡に[illegible]く、[illegible]の[illegible]に[illegible]、[illegible]場與兵衞たてこもりて、大友氏を助くると雖、容易に秋月を[illegible]する[illegible]はず、乃ち[illegible]に告ぐ、依て大[illegible]生葉に兵を搦送る、是に於て[illegible]城を[illegible]き、[illegible]後川長瀨を渡り、針目の[illegible]に陣を取る、秋月[illegible]に[illegible]け、待合て戰ひ、互に勝敗ありき。

把伎郷

和名抄、上座郡把伎郷、訓波木。〇今把木村并に久喜宮、志波等是に屬す。把伎は又[illegible]式に見ゆ、豐後日田郡[illegible]より[illegible]に[illegible]し、太宰府に向ふ、筑前の東南界なり、今の把木[illegible]は大字を池田と稱し、久喜宮の東數町を隔つ、國界隈坂まで一里とす。

松末（把木）

把木の北なる山村なり、松末より一嶺を[illegible]れば寶珠山村に至るべし、寶珠山は今[illegible]の所管なれど、地勢日田郡(豐後)に入るを以て、本編之を[illegible]郡に[illegible]けり。

何東郷

和名抄、上座郡何東郷。〇今詳ならず、又其訓を知らず伊都加にや、又奈都加にや、朝倉村に黒蘇の地名あり。

三島郷

和名抄、上座郡三島郷。〇今詳ならず、凡本郡には大庭、朝倉、[illegible]など[illegible]名を[illegible]く。

壬生郷

和名抄、上座郡壬生郷、訓[illegible]布。〇今詳ならず、壬生とあれば壬生部の住みしにや、又皇子などの御名代にや。

筑後國

筑後國（チクゴ） 千年川（筑後川）下游、左岸の山野を占む、東は豐後、南は肥後、共に山峰を以て相限る、西は筑紫海并に千年川に至る、北は千年川右岸の地をも兼屬せしむる所あるを以て、筑前との州界相合せず、今六郡に分ち、凡四十六方里、福岡縣の管治なり。

和名抄、筑後は筑紫乃三知乃之里と訓じ、十郡に分つ、景行紀に筑紫後國とあるも、是は追書にして、筑後の名は天智天武の比に起るのみ、國郡制定以前、此地に的邑（イクハ）、八女（ヤメ）縣、水沼縣、御木國、山門縣等の名あり。然れども筑紫國造の强盛を致すや、其諸縣邑を併略し、當時已に玄界洋より、有明海に至るまで混同して一と爲れり、繼體帝の朝に筑紫國造磐井の叛するや、御井（ミヰ）に戰ひ、又壽藏を八女に造る者、以て之を證すべし、〇筑後國府の時より、土豪郡邑に據り、各其宗を成す、南北の爭亂に當り、土豪亦向背を分ち、宮方武家方々に屬る、其高良山壘は兵家必爭の要地たるを以て、每此に戰へり、南朝合一の後に至るも、諸家割據の該意は減殺する所なく、以て天正の末年に至る。但筑後地狹く、擴大の家なし、故に小貳、菊池、大内の諸豪族、かはる〲來り威服したり。天正中龍造寺氏始て興り、本州を併ふ、繼にして島津氏龍造寺を撃ち、九州將に薩人に併せられんとしたり、豐臣太閤西征、本州に久留米柳河の二藩を置き、以て封建の治をなさしむ、爾後沿襲して明治に至れり。

筑後川（チクゴ） 一名千年（チトセ）川と曰ふ、上流に日田（ヒダ）川と曰ふ、西流して筑前筑後の間に至り、千年の稱あり、（水源より浮羽郡に至る十六里）浮羽、朝倉、三井諸郡の水を併せ、久留米市の北を過ぎ、西南に屈折し、筑後肥前の州界を爲り、筑紫海に注ぐ。日田境より久留米まで凡十里、久留米より海口まで凡七里、九州第一の洪流なるを以て、坂東太郎に比し筑紫次郎の號あり。此水の利害、下游に於て最大なり、往時封建の藩治、久留米佐賀は其交爭を此河水に定めしを以て、對岸各其利害を異にし、治水の爭議は、兩藩の間に、相下らざる所なりき。近時藩制已に全く破るゝも、習慣未だ改めず、久留米は福岡縣の治下に立ち、佐賀は一縣治を異にし、依然對壘の勢あり、河道堤防并に沿岸の行政區畫の上に、改修を加ふべき者あるも、今俄にして手を下し難しと云ふ。〇治水沿革云、筑後河は低水一秒時間、三千立方尺の流量あり、洪水には十數萬立方尺の量に上るべし、此河水は日田の山中に發し、其下游低地は久留米佐賀福岡柳川等の侯伯領たり、就中久留米佐賀は水之中央を領界とせしを以て、隣國の交は[illegible]尤も虛にして、三百年來水利上の敵を[illegible]ならず、競爭一日も止まず、殊に佐賀は[illegible]なるのみならず、[illegible]なるも、文武の村[illegible]、此水利上に就き、久留米[illegible]に反對の大害を與へたり、其工事は千栗（チリク）堤なり、是は筑後川の洪水に方れば、南岸は其洪水を平等に受容すべき地形あるにも拘はらず、久留米の對岸なる[illegible]村、朝日山端より起り、坂口に至るまで、其低地の平方三四里間に、[illegible]たる大築堤を築成し、（佐賀[illegible]二三郡の[illegible]分は地形上格堤外に放棄したり、故に得失の利害極めて明白なりしかば、其棄つべきを棄て保つべきを保たん爲め此區分あり、成富兵庫が[illegible]名を得せし所以なるべし）尚尾張の御國堤が、岐蘇川の洪水尾州領へ不可入と強制せし如く、筑後川の洪水をして佐賀本領へ入しめじと、人爲を以て天然を抑壓したりし者あり、有力の仕業と申す可きなれども、筑後の遺憾は一方ならず、其他方名荒籠（アラコ）と唱ふる石積、向ふ出水を對方岸に突出し、一秒時間三千立方尺の出水を、河床に於て僅々七八間までに責め込、頗る曲防の弊風を極めたり、然れども此地は筑美濃の小藩小地主等が、尾藩の強權に泣寢入りしたるとは同日の論にあらず、肥筑の間には治水爭論殆虛歲なし、且其荒籠を築くや、陰に堤内に盛に石材を蓄へ、風雨の暗夜をトし一時に拗出し、堤塘の礎石崩解したりと唱へて、互に辯解をなしたる事、比々之れあるのみならず、就中一年、荒籠効を奏せずとて、莊官の小孃を人柱に沈めたりといふ、亦甚しいかな、云々。

君か爲め限りもあらし千年（チトセ）川井堰の浪の幾めくりとも（夫木集）　光明峰寺攝政

歌名所の千年川は丹波なる由、八雲御抄に見ゆれど、夫木には之を筑後とし、肥前古風土記には御井川と錄す。

(千年川)

荒涼孤舟、下筑後河、懷古悵然、成詠、　遠帆

山勢接天起、雄拔[illegible]蜿蜒、河流繞其麓、惡浪相崖浮、我來[illegible]道[illegible]舟行、[illegible]近筑州、長河日落荒煙合、[illegible]萬古恨、想見菊池子、出師此連壽、指揮八千卒、行軍前不測、戰兵六萬夾河陣、殺氣如雨暗山頭、[illegible]渡河直搗突、勢如[illegible]、一戰殊[illegible]漢匹、敵仍全有[illegible]、千載[illegible]跡何處、山光水色[illegible]悠々、兩岸[illegible]、隔岸[illegible]水如油、兒女不知當日事、[illegible]起滿汀秋、

三 井 郡

三井郡（ミヰ） 明治二十九年、御原、山本二郡を御井に合せ、三井郡と改稱す、三井の名は延喜式に見ゆ、新字に非ず。千年川南北に跨り、面積九方里、人口八萬、二町（御井町府中）二十三村に分ち、郡衙は北野に在り、

久留米市と同一なり。

按に三井郡は、東は筑前の夜須郡と相接し、大水を挾み、田野平衍にして、南北隈に山ありと雖、甚高からず、諸方交通の便多し。凡千年川(筑後川)中游の地は、古代開化の日に通衢したる所にや、郡郷の區分最繁多なり、國郡制定の日、兩筑及び肥前に分屬し、其交界犬牙相錯る、近年僅に此三郡を合併に止めて、國郡の交界を變へず、[illegible]

御原郡

明治二十九年合して三井郡に入る、三井の北部にして、北は朝倉、筑紫(筑前)三養基(肥前)と相接す。和名抄、美波良を注し、四郷に分ちし小郡なり、東鄰に夜須郡三原莊あるは、今本郷村なるべしと云ふ。○御原は眞原の義にて、御は美稱なるべし、今も山隈原存す、夜須郡に渉れる曠野なり。

日方郷

和名抄、御原郡日方郷。(今立石村、三國村なるべし、立石に大字干潟存す、東は山隈原、西は肥前の地にして、寶滿川筑前より來り、此郷を貫流して南に向ふ、土俗御原郡に東郷西郷の稱を分ち、此邊を西郷と曰ふ。

(干潟)

井上 今立石村の大字とす、古の日方西郷の地なり。○筑陽記云、井上城、初め問注所葉居る、後秋月治部之を守る、永祿七年、大友宗麟當國へ馬を出され、東郷の邊は、先代より從へられし領分なれば、先づ東郷に本陣を定め、方々手遣ひ云々。(是井上城は此にあらざるべし、生葉郡に在り)

松崎 今立石村の大字にして、小郡市なり、筑前の山家又は秋月より久留米に通ずる道路にあたる、久留米の北三里。寛文八年、久留米侯[illegible]其二男伊豫守豐範に松崎一萬石の田を分與したることあり、(舊藩、本氏小出、[illegible]の姪

ミと云ふ)貞享七年、[illegible]は本宗へ讀付せらる。

○西征日記云、明治十年三月下旬、[illegible]、賊[illegible]に據り、官軍之を[illegible]、四月廿九日を以て早[illegible]村に退き、[illegible]に會で、一瀬山に入る、[illegible]、[illegible]に向ふ、卅一日の夜、乙隈村に據る、凡三百五十人、[illegible]本の大路を扼し、官軍驍進の彈藥を集めんとす、官軍來會、兇徒五十餘名を斃す、餘衆潰散し、尚二百餘名の秋月に退保するあり、云々。(今立石村大字乙隈)

(乙隈)

横隈 正平[illegible]志云、糸田殿御所に御入、參州[illegible]御登ある由に、筑後國横隈にて、菊池孫子兒童并若黨十人許行合ある間、即被討畢、同日肥後國菊池城に發向打手。(この横隈は今津古於保と合せて三國村と改む、糸田殿は北條實政の子孫にて、筑紫探題の家なり、賞西要略に筑後糸田と記するを見れば、此國の地名にや、又豐前にも糸田の地名のこる、不審)

岩田 今立石御原の兩村に分屬す、大字上岩田下岩田と云ふ、岩田莊は東鑑に見ゆ。賞西要略云、元久二年、安樂寺領岩田田島兩庄、就社領訴、於鎌倉有其沙汰、今日所附地頭[illegible]、三年、安樂寺領筑前國岩田庄、左近太夫菅原有茂、賜北條實泰之下文、如本安堵矣、先是有茂與平家之由、依兒島尉賢之訴、被收公彼庄之處、不從平家、陳謝明也、今日復本領。

津古 今横隈大保の諸村と合同し、三國村と改稱す。寶滿川の西傍にして、北は筑紫郡原田に隣る。筑紫文書、文明十一年、三原郡西郷内津古と見ゆ。○古風土記の逸文に「筑後筑前兩國之間、山有峻狹坂、往來之所駕鞍韉、被磨盡、土人曰鞍韉盡坂」と見ゆるは、津古より原田の間の山坂なるべし。

於保 今三國村の大字なり、近時此村の神祠をば、延喜式、三井郡御勢大靈石神社に擬し、社傳には仲哀天皇を祭り、神功皇后[illegible]を祭ふ、不審。[illegible]延文四年、大保合戰[illegible]と稱す、此[illegible]は一に山[illegible]原と曰ひ、寶滿川大刀洗川の[illegible]二三里の間に亘れる大原とす(山隈原と參考すべし)[illegible]月、少貳賴尚[illegible]一萬、[illegible]糸田也、[illegible]中將[illegible]高良山、以[illegible]五月、[illegible]千騎、[illegible]小郡埓、七月、征西將軍宮二品中務卿[illegible]王、[illegible]出征、高良山の本陣、八月一日(或曰七月廿四日、太平記曰七月十九日、武光渡川)菊池武光[illegible]筑後川[illegible]南官軍[illegible]少貳先陣武藤出雲、原田秋月山[illegible]在於味坂、武藤以下宮軍退十於保原矣、[illegible]于於保原、[illegible]五更、六日夜半、武光[illegible]三百[illegible](太平記云、菊池夜討八月十六日夜)同三日[illegible]、[illegible]、兩少貳大友軍敗、氏時退十[illegible]後、[illegible]、[illegible]退于太宰府、菊池武光[illegible]北、[illegible]大宰敵死、[illegible]、及大事、故[illegible]帥將、[illegible]、凡三方死[illegible]萬五千五百七十餘人、筑後高良山[illegible]信、[illegible]、[illegible]領、以[illegible]云々

(大原)

山隈原

三井朝倉兩郡に跨れる曠野にして、其高處を山隈[illegible]と曰ふ、立石村、太刀洗村并に安野、栗田(朝倉郡)等に分屬す。栗田川其北に流れ、(寶滿川に歸す)太刀洗川其南を流る、即延文四年の古戰場とす、此原野西は大保原に接するを以て、又大原合戰と稱す。○筑前續風土記云、山隈原に太刀洗川あり、延文四年七月、南朝の御方肥後の菊池肥後守武光、征西將軍宮を大將として、太宰府によると聞えければ、太宰少貳は相馬、日下部、牛嶋、松浦、千葉、草野、高木、服部、藤木、高田、三原、秋月、瀧谷、本多、松田、河尻、詫磨、龍子木等を催し、其勢六萬、大保原を前に當て、味坂の莊に陣をとる、菊池方には征西將軍宮、洞院大納言、公卿

十一人、新田の一族及び渡邊、牛糞、河邊、稱佐、澁谷、島津、高山、伊東、土持、波多江等、都合八千餘人、筑後國高良山、柳坂、水繩山三箇所に陣取、七月十五日、菊池筑後川を渡り少貳が陣に切かゝる、原田秋月三原、木松浦の兵とも、矢一つも射ず我先にと逃入ければ、少貳も立足なく引退き、山隈原に陣を取る(山隈原太平記には大原とあり)菊池つゞいて寄らんとしけるが、おはかに深き沼ありて、細道一筋有りけるを、少貳方より三箇所堀切て、小橋を渡し置きければ、人馬打並びて渡すべき様もなく、兩陣僅に一町七八反へだて、旗の紋いとあざやかに見ゆる程なれば、菊池金銀にて日月打たる旗の蟬本に、一紙の起請文を押つけて、眞先に指出す、是は去年太宰少貳御原郡古浦にて、一色に討れんとせしを、菊池武光後攻して、小貳を助けたりしかば、今より子孫七代迄、菊池の人々に向つて、弓を引き矢を放つことあるべからずと、熊野午王の裏に血をしぼりて書きたりし起請文なれば、いくほどもなく心替りたるきたなさを、天に訴へ人にも知らしめんが爲めなりけり、八月十三日の夜、菊池夜討になれたる兵五百人をすぐりて、山の根より搦手へ指廻し、追手は七千餘人三手に分れて押寄る、追手今は近づかんと思ふとき、搦手の兵散々に戰ふてうしろへぬけたり、分内廣からぬ所、少貳が兵六百餘人沓の子を打たるさまに、陣屋を並べ集り居たれば、闇い夜に騒き敵を見分くるともなく、おめき叫んで同士打をなし、三百餘人死したりける、菊池旗ぞ立て夜已に明ければ、菊地孫三郎武明、件の起請文の旗を進めて、一千餘人少貳が陣へ斬入り、新少貳と戰ひけるが、父が起請や子にたゝりけん、新少貳終に討れにけり、二番に菊池肥前次郎武信、赤星掃部介武貫千餘人にて進めば、小貳方より太宰筑後守頼泰、同出雲守二萬餘人にて打据って戰ひけるが、小貳方には筑後守頼泰生捕れ、菊池方には赤星武貫討れたり、此時宮方に結城右馬頭、加藤判官、以下の兵三百餘人戰死し、少貳方には饗場右衛門藏人、山井三郎、相馬小太郎、木綿左近將監、以下七百餘人討れたり、三番に宮の御勢新田の一族、菊池肥後守一手になりて三千餘人、敵の中へおめきて斬入ければ、小貳松浦、日下部、山鹿、島津澁谷の兵三萬ばかり右左へ分れて散々に討ければ、日野左少辨、坊城三位、洞院大納言、花山院大納言其他公卿數人討れたり、卯の刻より酉の下りまで息をもつかず戰ふに、少貳今は叶はじとて、太宰府へ引退き、寶滿が嶽の嶮なる居城に引籠りける、菊池も戰には勝たれども討死の者を數ふれば、千八百人なりければ、續て敵にもかゝり得ず、暫く手負等を助けて、更に合戰せんとて肥後國へ引返す、按に九州にて斯く人の多く戰死せしと、前代未聞の事なり、此時の戰陣は太平記及び九州記等に詳なり、但し太平記と九州記と所々違へり、一說三原郡大保と云所・山隈山より西一里にあり、則太平記に記せる大原なりと、太刀洗川も此時太刀を洗ひし所なるにや、○今按に、九州軍記に天正十二年、高橋紹運先陣にて夜須(夜須郡)海士賓を打過り、筑後川になりしかは、紹運眞先に進んで川を渡しける云々、海士賓即山隈の邊なり、此原より味坂村を經て、宮之陣村大村邊まで凡二里半とす、宮之陣は謂はゆる征西宮陣址の意にや。

太刀洗川(タチアラヒ)

山隈原の東北に發し、西南流して弓削村大字高良に至り、筑後に入る、長凡四里、正平己亥の戰に、菊池其刀を洗ひしより、此名起ると、詩人の「歸來河水洗刀、血迸入湍噴紅雪」の句意ならん、今山隈高橋の諸村を合同して、太刀洗の名稱を建つ、立石の東南に接す。

高橋(タカハシ)

今太刀洗村と改む、太刀洗川の東畔にして、本鄕村の西に接す、中世此に高橋氏居邑し、鎭西の名家たり、蓋秋月原田の同族と云ふ。

鎭西要畧云、高橋氏、筑後三原郡司也、昔足利尊氏卿、將九州大兵、上洛之時、留仁木義長、以鎭九州、亦副以高橋也、高橋光種其人也、或人曰、高橋氏之在筑紫者、漢高祖後胤、大藏朝臣春實之令孫、而與原田秋月、三池田尻、三原江上氏同姓也、光種七代之孫、曰武種、無嗣家斷絕、於是大友之一族、嗣武種之家、曰高橋三河鑑種是也、移城筑前州岩屋寶滿之城。又云、正平六年、菊池武光累攻河尻城時、河尻幸俊屬管領、在肥前高來、武光襲攻之、得勝利、七月足利武衛直冬、與小貳賴尙從九州兵三萬、而發向筑後國、群陣於高橋三原草野等村、大友氏時來會於生葉、八月、於筑後合戰、九月、菊池武光奮戰、而克直冬賴尙於高橋、直冬賴尙走於秋月、降參於南方、十一月下旬、直冬退鎭西赴石州、宮軍歸肥後州。

本鄕(ホンガウ)

今本鄕村と曰ふ、高橋の東にして、小石原川に近し、鄕鑑に本鄕は御原左衞門尉雨種の世々の采地と載せ、筑前續風土記には御原彈正貞吉の名あり、卽高橋同族の家にして、三原郡司、又郡司と號せる土豪ならん、三原文書に、元弘三年、原田大夫種直五代孫左衞門太郎入道種見、同九郎種將など見ゆ。

長栖鄕(ナガス)

和名抄、御原郡長栖鄕。○今詳ならず、竹野郡にも同名あり、按に長栖は本鄕村太刀洗村などにあたる歟、此邊東鄕とのみ呼び、鄕名を缺けば也。

川口鄕(カハグチ)

和名抄、御原郡川口鄕。○今詳ならず、稻吉二森(フタモリ)などの地にや、立石村の西南にして、今御原村と稱すれど、古鄕名を缺く、然れども川口と云ふこと、果して形狀合ふや否やを知らず。

板井鄕(イタヰ)

和名抄、御原郡坂井鄕、高山寺本、板井。○按に、和名抄板を坂に作るも、此地板井ありて、坂井なければ、必定板井を正實とす、今板井は小板井大板井、並に小郡村の大字と爲す。

小郡（ヲゴホリ）　今小郡村と曰ふ、松崎（立石村）の西にして、肥前の基肄郡界に接す、井田代を距る數町のみ。○福童原は、今本村の大字とす、味坂村に隣接す。

寶滿川（ハウマン）　又宿禰川と曰ふ、筑紫郡宇美村に發し、南流四里、本郡に入り平野に就く、細溝なれども灌漑の利あり、三里にして筑後川に入る、小郡味坂の諸村を過ぐ。

御井郡（ミヰ）　明治二十九年、御原山本を本郡に併入し、文字を三井と改定す、筑後川南北に跨り、御原の南、山本の西を管域とす。續日本紀に、隣御井を御井郡に作るもあるは、本郡の誤なるべし。延喜式、和名の部には三井郡に作り、豐島の部には御井驛あり、驛は肥前國基肄驛に連接したりと想はるれば、今の味坂宮之陣の邊なりし歟。和名抄、御井郡三井を注し、八郷に分つ。御井郡考云、御井郡は今高良明神の社邊に泉あり、甚だ清き泉なり、又朝妻の泉と云ふ清水あり、此等の井に依りて、郡名起りたるならん。又肥前風土記に御井川、又御井大川と云は、即筑後川を指す。

(御井川)

味坂（アヂサカ）　今味坂村と曰ふ、小郡（舊御原郡）の南に接し、寶滿太刀洗二川の間に在り、或は鯵坂に作る。○筑後の三瀦鯵坂莊を、攝家より高良社へ寄附の事、梅津文書に見ゆ、又東寺文書、至德元年のものにも鯵坂莊見ゆ、今西鯵坂の大字あり、東鯵坂は大字平方、八坂などを指すにや。

(味坂)

豐後國志云、應安四年、今川伊豫守貞世入道了俊、九州探題となり下向す、菊池武政之れを聞て、舍弟武光次郎武敎に五千餘兵を率ゐて、筑前に向はしむ、探題方は今川を始として、大友戸次、佐伯原田、臼杵大神、長野麻生、宗像宇佐大宮司以下、三萬餘騎に陣を取る、一手は武藤筑後守賴武、朝日久保、那賀三原、秋月上座、下座宗像大宮司以下、味坂邊に出張し、菊池が勢を川の南に受て支へたり、折しも嚴寒肌に砭りせし故に、翌年の正月迄六十餘日對陣す。

賀駄郷（カダ）　和名抄、御井郡賀駄郷。○今詳ならず、味坂村に大字平方（ヒラカタ）あり、賀駄と平方は相因む所ある歟。

殖木郷（ウヱキ）　和名抄、御井郡殖木郷。○今詳ならず、北野村などにや、此邊は郷名を缺けり、東寺文書、正和三年筑後國殖木莊あり、此郷にや、又今浮羽郡水分（ミヅワケ）村にも殖木の大字あり。

北野（キタノ）　舊今山（イマヤマ）と曰へり、近年北野村と改む、小市巷を成し、今三井郡衙を置き、一方の治所なり、久留米市を去る二里、太刀洗川の東畔に在り、村名は天滿宮あるに因る歟。

天正十三年七月下旬、梅岳天叟二公合兵、破筑紫所築北野赤司二砦、高良山座主麟圭請與俱圍征、聊俟見取剛利、自將兵次日田、九月朔公及天叟公、移軍於北野、公疾病、十一日薨、小野鎭幸由布惟信、與天叟公謀、秘不發喪、軍行部分、一如公存時、奉柩過敵境、還至立花葬之、建傳壽於梅尾、名曰養孝院。（井樓纂聞）

作太郷（トモタ）　和名抄、御井郡作太郷。○今大堰（オホトキ）村なるべし、大字富多（トミタ）あり、富多は止毛多の訛なること著し、此郷は筑後川の北岸にして、朝倉郡界に接す。

守部（モリベ）　今大堰村の大字たり、朝倉郡の小石原川此に至り筑後川に會す、守部は宇佐大鏡に「萬壽三年、筑後守部莊十八町、庄司安部成末」とある此なり。

(大堰)

庄島堰碑記云、此堰者正德二年壬辰、梅巖公時之所造也、初我御井郡諸村、土美而堰在少水、官相筑後川之可堰以引水、規畫在意、然以洪流巨浸、事係非常、默止有年、（中略）營堰長渠十余島村、埋石立堰、以壅河流、於是河水、瀦溢而西注者數百千間、勢如滿上、而渠之所受、屬焉有餘矣、又就東首爲地、鋪石以爲餘濆、當流奔瀉、奔湍數曲、隧之如降、而行舟之處、而落于本河者、斗折一瀉、舸飛可觀、舁槽舟過、其兵壞大小凡四、而洪瀉之、爲閘而下洽爲渠、崇卑曲直、權衡得宜、蓄洩之機、旱潦之度、天造而地設、其巧維奇、而不愆于素、功始于正月二十一日、而畢于四月十三日、用夫凡二十餘萬人、用錢凡五百餘萬文、云々。

大城郷（オホキ）　和名抄、御井郡大城郷。○今大城村存す、金島（カナシマ）村も本郷の屬ならん、作太郷の西にして、又筑後川の北岸なり、大城方俗或は大木に作る。

赤司（アカジ）　今大城村の大字なり、正慶鎭西志云「二年三月十九日、筑後國赤目彌二郎、於博多可被召置之由聞之、遂電之間、仰于筑州方、被向打手」とある赤目は、赤司の誤なるべし。

弓削郷（ユゲ）　和名抄、御井郡弓削郷。○今弓削村存す、宮之陣村も本郷の屬城なりしならん、大城郷の西にして、亦筑後川の北畔とす。

古浦（コウラ）　今弓削村大字高良にや、太平記に一色探題大友氏と共に、少貳氏を古浦城に圍みたる事見ゆ。（鎭西要略云、延文三年、菊池武光屯高良山、探題與少貳相戰於筑之三原、少貳敗而退古浦城、（一說日山城）探題大友果遂追到古浦、負數十圍、將衛一族被誅殺、而不利而散也、告急請援於高良山、菊池武光攻探題之師、少貳將尚竟虎口死、不堪憤激、以牛王誓印、斷起誓文云、子孫七代、向菊池氏、不可引弓放矢云々、探題一色直氏無所措手足、從鎭西歸洛、九州悉歸宮方、屬於菊池武光之麾下也、惟高山治部大輔之守日州六笠城也。

宮瀬（ミヤセ）　今宮之陣（ミヤノヂン）村と改む、弓削村の西に並ぶ、山村にて筑後川を渡り府中井に久留米に入るべし、宮地（ミヤノチ）の渡と曰ふ。相傳ふ正平己亥の山隈合戰に、菊池勢は此を横絕して敵を邀へり、古書に大杜（オホト）の渡と曰ふ、今大杜

(宮之宮)

(陣）の大字も遺れり、其宮之陣を改めしは、征西將軍宮の當時陣營したまへる跡なりと云ふに在りとぞ。

(大杜) 按に、延喜式、三井郡に御勢(ミセ)大靈石神社ありて、其御勢は地名なるべし、今大保(オホフ)村に此社號を傳ふれど疑あり、

(御勢) あるひは曰ふ御勢は後世宮瀨と訛れるにあらずやと。○肥後國事蹟通考云、正平十四年七月、菊池武光奉懷良親王往征少貳賴尙、六國之官軍來從焉、總軍八萬餘、陣筑後國高良山、柳坂、水繩山(一作御名揚、又爲耳納山)賴尙來逆、隔筑後河前昔渡(一作宗代渡)而陣鰺坂莊、十九日武光奮兵、先渡而攻之、賴尙不支而退里許、陣筑前大原、八月十六日、大戰于大原。○筑後地鑑云、宮之地東數町、瀕河之邑名曰森(モリノワタシ)、蓋太平記杜渡也。(杜渡)

下筑後河、過菊池正觀公戰處、感而有作、　賴　山陽

文政之元十一月、吾下筑水僦舟筏、水流如箭萬雷吼、過之使人毛髮竪、居民何記正平際、行客長思己亥歲、當時國賊擅鴟張、七道望風助豺狼、勤王諸將前後殭、西陲僅存臣武光、遺詔哀痛猶在耳、擁護龍種同生死、大擧來犯彼何人、誓剪滅之報天子、河亂軍聲代銜枚、刀戟相摩八千師、馬傷冑破氣益奮、斬敵取冑奪馬騎、被箭如蝟目眥裂、六萬賊軍終挫折、歸來河水笑洗刀、血迸奔湍噴紅雪、四世全節誰倫儗、九國逆徒征西府、棣萼[illegible]向北風、[illegible]國何傳自乃父、當[illegible]本朝、豈與柰獻同日論、丈夫要貴知順逆、少貳大友何狗鼠、河流滔滔去不還、[illegible]南實、千[illegible]骨[illegible]朽、獨有苦節傳芳芬、[illegible]長何、[illegible]河[illegible]、

節原(フシハラ)鄕

和名抄、御井郡節原鄕。○今節原村存す、土俗或は櫛字に作る、久留米市の北郊なるが、市を本來節原鄕の區域なりけん、東は御代鄕、南は鳥飼鄕(三潴郡)に至り、北西二面は河水之を繞れり、

久留米(クルメ)

今市制を布く、人口二萬八千、九州鐵道の幹線にあたり、福岡縣本閤の都會なり、凡筑後川下游には、久留米柳河佐賀の三大邑鼎立し、久留米を推して其第一と爲すべし。○久留米は有馬氏の舊城府にして、明治廢藩後三潴縣を城中に置き、以て筑後一州を治したり、當時此地を以て三潴郡の域内と爲しゝ也。

久留米(クルメ)兵營　近時の新營にして、歩兵第二十四旅團の本營たり、其聯隊は本地幷に福岡城に分戍す。

久留米(クルメ)城址　市の北偏、筑後河畔に在り、天正十五年、毛利藤四郎秀包之を創築し、二十一萬石を食したり、慶長庚子の亂に、秀包(元就の季子豐臣氏に子養せらる)西軍に黨し、兵を發して大坂に赴く、鍋島氏虛に乘じ來攻す、留守の兵力戰之を拒ぐ、已にして西軍大敗、黑田氏來り接收す所あり、以て本城を收む、德川氏秀包の封を除き、田中兵部少輔吉政を久留米に移し、三十二萬石を給與す、其子筑後守忠政、元和六年卒して嗣絕ゆ、有馬玄蕃頭豐氏之に代り、二十一萬石を食す、子孫世襲、明治維新に至る。

按、[illegible]、永祿中久留米に[illegible](ムニウ)美作守[illegible]居ると述べ、[illegible]生に作れり、九州軍記に「永祿十二年五月、大友宗麟三井郡高良山着陣しけるに、當山の座主良寬僧都は法師なれども、弓箭の道にもさかしく、東久留米に兩所の城を構へ、宗麟に無二の忠をぞ盡しける」云々、東久留米は今東郊國分村の大字なり、舊は彼邊に城塞ありしを、毛利氏更に改築したるか、久留米小史に篠山(シヌヤマ)城は西久留米の山の小丘上に在り、西北大河を帶び、東南澤澤平原に臨み、頗る要害を擅す、古老相傳ふ、永正年間土豪某初めて之を築く、當時小原なりしより、篠山城と呼ぶ、と述べたり、○筑後地鑑云、久留米城、筑州之西北隅、當筑肥之間、六國要衝、鎭西樞要、形勢之不可不爭地也、古地之名也、舊名笹原、或作篠原、昔者此地名小竹原、永正中始搆城、因名篠原城、其後城亡荒爲林莽、天文初御井郡司某、復搆砦壘、而當其須要、(山篠)

增補[illegible]云、天正初、高良山座主良寬、使弟麟圭居之。○大八洲遊記云、久留米舊有馬侯所治、爲一都會、明治維新後置三潴縣、治筑後十郡、明治九年四月、併治佐賀縣、八月更隸福岡縣、故城踏荒廢、然壁壘已毀、濠餘一邸跡、殆如平地、中有一社、祀有馬侯祖先、頗爲宏麗、城後即筑後川、唯是爲要害已、竹山逸史等、記小早川納言名島守學之事、此地置無校址、余後問之長州人、納言實欲以兵利秀包爲後、故北守所遺言等、皆在秀包家、秀包當時實筑後在久留米、納言所建學校、非筑前、在久留米、逸史以爲筑前者、誤也。

久留米絣は本市の名產にして、木綿織なり、嘗て大塚太藏と云ふ織匠、三潴郡津福(今鳥飼村)に住し、天保中其工精善る、久留米絣は實に太藏を以て始祖とす、近年年額二十萬段以上の販賣あり、染色の純なると、織絲の堅完なるを以て、世に稱せらる。

水天宮(スヰテングウ)　(下瀨)

久留米市瀨之下(セノシタ)町に在り、舊說に尼御前(アマゴゼ)を祭ると云ひ、近世有馬氏此祀を崇め、其名廣く人の周知する所なり、而も水天と稱し、或は天御中主を祭ると爲し、又安德帝を奉ずと云ふこと、其故を知らず。蓋久留米藩、筑後川治水の守護神にして、近世本藩佐賀と相爭へる頃より、水天供の修法を爲し、後人從ひて祭神を云々せる者歟。

水天宮は筑州諸村に古より多くありて、水神の謂なり、其祈雨は東鑑「貞應三年六月、炎旱涉旬、被行靈所七瀨御祓、又十壇水天供、雖爲正定、今門弟修之、甘雨下」(水天供は貞元二年の條にも見ゆ、請雨の修法なり)など、もと佛家の請雨法に出でたるものとす、(久留米小史云、古來該社は尼御前(アマゴゼ)と稱せしを、後改めて水天宮と稱せり、每西月五日を以て祭典を擧行し、神輿を舟に移し、豆津(マメツ)渡まで渡御あり、本社並に東京蠣殼町支社にて守札を發行せり、川守と稱す、此守札を懷中すれば、水難を免れ、

或は水中に投ぜし時これを投ずれば、死屍の在る所に止まると稱せり、或は日々定量にこれを呑み、或は[illegible]咽喉病等にも是れを服用する奇効ありと云、人心歸向するを以て、毎月守札の發行およびたゞし）按に瀬下の巷たるや、久留米市の小港にして、寛永年中頃より人家を建てゝ、御戸口等を賃せられし所なり、而て尼御前の祠堂は、[illegible]、小吏に尋すれば、其[illegible]の水神たる事[illegible]なし、後に至りて[illegible]云々の説あるは、海道者流の慣用手段にして、本邦古來の風俗なれば、必しも究めず、地誌の論述を參考せば、思半に過ぎん。

水天宮　　阪谷　朗廬

寶宮高日筑川東、[illegible]平郊[illegible]浩中、[illegible]錦嶺上、

水天宮は王子宮、

再按、筑後國神名帳、三瀦郡に天御中主神と云ふ社を載す、久留米は御井三瀦の兩郡界にあたれば、此社或は尼御前の舊名にあらずや、[illegible]想に過ぎずと雖、事の序に錄す（筑後地鑑云、久留米城西河邊、曰瀬切、商舶旅艇之泊、舊市廛津居者、有年矣、田中吉政公時、此人家、寶瀬下、於河濱建町、官商入旅客之者、[illegible]公以命之、肩師之長、井小吏數十家、村戸數百人、其他公室、而皆十此也、南去梅嶺五里、自[illegible]新南岸[illegible]、至瀬下、東北宮地渡、凡六里、瀬下有尼御前祠、問之則云水神、而能[illegible]永[illegible]者、又曰此祠之上流一瀬、去此可四里、有名九十瀬川者、（土俗曰下瀬）其水平廣九十間八渡、與尼御前爲匹配、時々會此川、風雨暴發、水潮泡起、乃其候也、當此時、人之行厲游泳者、大率溺死、但獻錢穀、以求聖人之呪符、而佩之身、曾必免其害云、或曰問居與入道、何爲者乎、不曾不見其利物、却問、河邊小民、曾拔曰提、不得其死實、且處俗嘗謂、固人家之近其身者、必先入瀬、所以能爲本害者、是有乎、甚必求有之者耶、里民不惜、往信巫覡之言、而欽奉、不亦異乎、昔魏有西門豹、投巫女於河中、害河伯之害者、皆止矣、或曰九十瀬入道者、平相國淨海、而尼御前、乃其夫人二位局也、寄按古記、文武帝時、筑後國山門郡、有許勢部形見者、入道乃其氏族、亦未可知也。

西遊日記云、筑後川は九州第一の大河なり、筑後と肥前の界にして、昔より双方の村々堤水道の論まゝある所なり、近年は別してのことにて、肥前の方より川土手を築きあげし事數町にて、夫にて瀬の下といふ所、町家およそ千餘軒、洪水の時ふせぐべきやうなし、瀬の下といふは久留米よりわづか八町、川に臨みて家つくりせし町場にして、土手をして防ぐべき地所なく、常水にても川端なり、高水のせつは別して難儀す、此故に爭論はなはだしくなりて、久留米領の百姓肥前の地にいれば大きに打たゝき、肥前の百姓久留米領へ來れば又右のごとくし、既に百姓合戰にもおよばんとす、據なく公訴となり、江戸より代官下向して、其訴訟の調ありしと云へり。○久留米小史云、本川（筑後川）は久留米の西に於て、長門石の西、肥前千栗宮の間を曲流せしを、田中吉政の治世に、瀬之下を穿ち、（長門石の地、全く河中の一島と爲り）水路を變したりと傳ふ。

五穀神社　久留米市の東に在り、寛延年間、八郡の人民稲穀豐饒の功勞を追賞し、創建せし所なり、市街中名勝の地也、當時寄附に依り[illegible]と云ふものには、五穀神社は有馬[illegible]、其騷動は寶曆四年八郡の農民暴動の顛末を記し、好事者の手に成りしものにて、牽強附會、往々事實を失へり（久留米小史）

過久留米　　廣瀬　淡窓

誰人下馬弔孤忠、五穀祠門市陌東、官道[illegible]樹、旅衣[illegible]風、江[illegible]三大、邦與[illegible]抗[illegible]、行刊[illegible]、同[illegible]宮、

五穀祠前驚怪　　江口　宣春

西戍時[illegible]初晴、五穀祠前[illegible]、[illegible]、枯[illegible]風[illegible]有[illegible]、山[illegible]、江[illegible]、一戸[illegible]店、芳茶[illegible]新[illegible]、

梅林寺　久留米市京隈に在り、臨濟宗妙心寺派[illegible]、本丹波國福知山に創建し、瑞岩寺と曰ふ、有馬豐氏元和中之を此に移し、梅林寺と稱す○願光寺、眞宗東派の大殿堂なり、十間屋敷に在り、[illegible]正保三年有馬忠賴（豐氏子）の創建する所なり、○遍照院は久留米の小刹なれど、高山彦九郎の墓あるを以て、其名著る、石面に松崖以白居士の六字を鐫し、其旁に「上野國新田郡細谷村、高山[illegible]九郎正之墓、寛政五癸丑六月廿七日」云々と刻す、安藝竹原の人、唐崎常陸介其墓下に自殺したりと云ふも即此なり、○九郎久留米に來り[illegible]の家に寓居したる始末は、其[illegible]記に世に聞ゆるごとし、又近年高良山下の山川村に、新に高山神社を起し、祠碑を建つ、川田甕江其祠堂記を造り、石に勒したり。

高山仲助來展其考墓、留余家一旬、臨歸將發賦贈、　　樺島　石梁

悲哉奇傑士、化作鬼雄靈、山海三千里、星霜十一春、傳君生拜墓、令我重沾巾、孝道期終始、殷勤愛此身、

大石　今三潴郡鳥飼村へ入る、久留米市の西南郊なり、此地に延喜式、三井郡伊勢天照御祖神社あり、按に伊勢は石の訛にて、即此地の名なり、天照御祖とあるは、物部氏の祖先饒速日命を祭れるならん、當州に其例證多し、延喜式、三井郡御井大石と云ふも、本社と同しく共に宮居に石にして、物部氏の祖神なりけん、繼體帝の時、物部大連麁鹿火筑紫御井郡に戰ひ大功あり、物部氏因りて本郡に留止したるにや、又一書、高良山は物部膽咋連を祭れる者にして、後世に至るも、其神主は物部氏なりと云ふ、參考すべし。

筑後鍛工に、大石伝人、家永、武永、種則など數名あり、永享文安の比より、永正天正年間までの作見ゆ、生葉郡にも大石鍛あれど、鍛工の居れるは久留米の大石村ならん、此鍛冶は博多左文字の流にて、諸書に散見す。

府中（フチウ）

近年改めて御井町と曰ふ、久留米の東一里、高良山の東北麓とす、古國府の地なればにや、今も大邑にして市街を成す、清水觀音堂あり、御井の清水は即此にて、郡名の起因にやあらむ、人口二千八百許。

（御井）國府址（コフ）

和名抄、筑後國府、在御井郡、行程一日。○筑後志云、府中驛は古の國府の地なり、隣郷國分村和泉村の田畠を耕して、古瓦を獲ることあり、青赤白色、其形一ならず、表に數種の紋あり、世に此瓦を綱手と名づく、又彼和泉村の中に俗に長者屋舗と稱する所あり、其邊に古井の跡を殘す、倶に皆國府の舊跡なるべし。久留米志云、府中驛有小流、曰轟井川、筑後國造、古有轟井氏、土民因言、以國造名名水、則是古府之地、無疑。○筑後國府は、後世に聞えず、然れども南北朝の爭亂以降、天正の末に至るまで、高良山は毎に九州の爭地四戰の衢たり、府治の跡變じて、干戈の巷と爲るも、衝要害の形勢を察見するに足る。

千手院又極樂院と稱し、府中に在り、天台宗寺門派の修驗道にて、和州内山永久寺の先達職たり、近代は九州に於て山伏二千坊を管領したる名門なりしが、今廢す。

高良山（カウラ）（高良内）

府中驛の東にして、耳納山の連峰の西端なり、標高五百尺に過ぎずと雖、形狀嶢然たり、一名不濡山（メレズ）、又高牟禮と曰ふ、別峰を吉見嶽（ヨシミ）と曰ふ、山中に高良神社あり、村落を高良内村（カウラウチ）と曰ふ。肥前風土記に「昔者纏向日代宮御宇天皇（景行）巡狩之時、御筑後國御井郡高羅之行宮」と錄す、高羅行宮址今詳ならず。○高良山は筑後川流域下游の平野に隆起し、豐筑肥六州四通の衝に當るを以て、兵家の最要害を爲す所なり、南北朝の時、菊池氏肥後より出て、屢此に陣し、以て大宰府を伺ひ、[illegible]侍しけり、

去十月十七日注進状、披見訖、菊池以下凶徒、高良山後陣事、今川伊與入道先立所注申也、其堺之時儀、連々可注進之状、依仰執達、如件

應安七年十二月廿日　武藏守（頼之）

阿蘇大宮司殿（阿蘇文書）

此古簡以て其一證とす。○永祿中、豐後の大友の振ふや、又此に陣し、以て四境の諸將を懾服せり、天正十二年、豐後將立花鑑連入道雪、高良陣に死す、天正十五年、豐臣氏の來寇するや、秋月を經由して高良に至る、肥前の龍造寺政家出て、降附す。豐臣御陣記云、四月十一日、殿下高良山に御陣を移さる、龍造寺政家は、去秋使者を以て、九州征伐の先陣を請ひ、又當正月鍋島直茂罷上り、其志を通じいるが、此時筑紫廣門を打連れ來り、拜觀の禮をなす、十二日十三日打續き、波多大村、有馬松浦、五島の人々參陣して謁見す、其下知に從はざるは、山林に逃隱れ、眞なりける事ぞもなり、斯て政家は島津を退治の仇とすれば、立花宗茂と諸共に、左右の先手を承り、肥後國へ發向す。

高良神社（カウラ）

高良山頂に在り、上宮と曰ふ、延喜式、三井郡高良玉垂命神社是なり、今國幣中社に列す。日本紀畧「延暦十四年、筑後國高良神授位、弘仁九年、高良玉垂神預名神」を見ゆるを初めとし、文德實錄「齊衡二年、加筑後國高良玉垂命名神位田四町、天安元年、在筑後國從三位高良玉垂命名神、從五位下豐比咩神等、充封戸并位田、二年、先是高良玉垂神及比咩神等、正殿調失火、位記共被燒損、仍檢舊文案、更令書之、玉垂神本位從三位、今授正三位、比咩神本位從五位下、今授從四位下、又同神殊加封廿七戸」などあり、當國神名帳には、寛平九年玉垂神正一位を極め給ふ、延喜式并に名神大と注し、其比咩神は今御手洗宮と稱し、別殿にましますす、一名は豊姫と申し、蓋神功の女弟玉姫を祭ると云ふ、中世以降本社を以て本州一宮と爲し、神宮寺ありて法事を掌れり、近年寺院を撤去す。

神祇志料云、昔筑後國司吉志宿禰公忠、其任國の神名帳を進めし時、高良玉垂命神、豐比咩命神、並二前御位記、諸國既に納て後代の龜とするに足れり、但其他諸神に至ては、或は國司前權て借位を授奉り、或は位記紛失して、其日を知ざるの類は、唯當階及神名を記して奉ると申しき（筑後國神名帳）其高良玉垂命は、蓋阿曇連の祖綿津見神（即海神なり）にして、息長帶比賣命韓國を伐給ひし時、此神大に威烈を輝し、干滿二珠を皇后に授けて、新羅を攻取はしめ給ひき、仍て後世其神功を稱奉りて玉垂命と云（参酌、宇佐託宣集、八幡愚童訓、諸社根元記、高良山當記）其祠官に大宮司あり大祝あり、宗崎氏と云ひ鏡山氏と云ふ共物部氏なり（筑後志畧、筑後地鑑、西行雜錄）凡玉垂命の御子神、凡九柱坐す、斯禮賀志命、朝日豐盛命、暮日豐盛命、渕志命、谷上命、那男美命、坂本命、安子奇命、安樂應寶秘命と云ふ即是也（筑後國神名帳）また

按、舊社根元記、高良神は藤大臣連保也、神名帳頭注に武内宿禰を祭ると、然れども此時藤原連保と云名あるべくも思はれず、宇佐八幡兩宮の說に、其配享の神玉垂命左にあり、武内宿禰右にありと云ひ、高良山社說に玉垂命武内宿禰と共に應神天皇を輔奉り、玉垂命筑後に至て薨給ひし後、之を祭て高良神社とすと云ふ、玉垂命と武内とは別人なれば、武内宿禰を祭ると云者も亦謬なり、一說に云、高良神は阿曇磯良臣を祀る、又云ひ吉神の所化也、蓋住吉神は征韓の時大に威靈を顯し給へるを以て思ふに、綿津見神も同じく神德を著し坐しけむ、阿曇氏は實に綿津見神の後にして、

此神節は吉神と見えに牢り、故之を住吉神の所化と云ひ（事書）、さて仲哀紀二年に皇后如意珠を得、神功紀に同書に[illegible]海人名草を遣して海上に國あるや否やを察しめ、神名帳に玉垂命豐比咩神を並載せるは、男女の神と図はるに、託宣集に豐比咩命は肥前河上大明神也、此神大帶姫の四國を伐給ふ時、龍宮に入て滿珠干珠を得て、豐國に渡りき、又兩顆の珠は宇佐宮に納め奉るなどあるを、彼海神豐玉姫命の故事を合せ考ふるに、綿津見神の神威を假して如意珠を皇后に授け給へるを、其神孫に阿曇氏にかけて言傳へたるものなる可し、古昔本社に宮五氏あり、五姓氏人と云、其中に安曇氏ありて、小祝と稱す、其裔今絶たりと。

管内志云、高良社領、古來七千三百餘町、社領三箇、座々[illegible]、田人數、逐爲蔵被押領、至天正年中神領八百町餘、[illegible]吉公九州御征伐、高良社領被没收候、其後慶長年中、高良社領千石御寄附、高良山高隆寺緣起に「當社五姓氏人、丹波（後[illegible]大宮司職、法[illegible]座主職）物部（大祝 阿曇（小祝）草部（下宮二勾當）百濟（百濟別當[illegible]）日「丹波（座主大宮司）物部（[illegible]賀藤大臣乳子、大[illegible]男、小[illegible]次男[illegible]（[illegible]大宮司、法体座主職）前田（下宮大宮司）草部（御[illegible]所[illegible]人職也）」と云へり、さて大祝[illegible]山氏事は高隆寺緣起に「武良麻呂[illegible]者、玉垂命三十三世之神裔、美濃理[illegible]之嫡男也、高良山之[illegible]領、而隆所大祝之元祖也、後世以鏡山爲稱號、美濃理麻呂之二男、武[illegible]長、於御井郡神代、[illegible]代氏、三男武見麻呂[illegible]人稲林、成此[illegible]、號[illegible]、即座主家之[illegible]、（中略）四男武賀麻保達、爲大宮司、居住于高良山[illegible]井之地、後轉住于御井郡宗崎村、而號宗崎氏、是亦丹波氏、而爲大宮司家之[illegible]也、五男良[illegible]麻呂[illegible]、以[illegible]爲氏、後世[illegible]居于御井郡稲[illegible]村、以稲[illegible]爲氏、爲神宮[illegible]職、正慶三年於[illegible]川庄古賀村、[illegible]信[illegible]、成所領十二村長、其末[illegible]今尚在民間」云々。また筑後地[illegible]、社[illegible]塔台往也、其[illegible]稱座主、座主之院名月光、又號[illegible]寺、[illegible]妻帶而世系相續云、[illegible]帶甲冑、[illegible]武勇、率軍旅、其采地多、士卒亦多、關白秀吉公定九州、陣於高良山、座主良[illegible]密著内甲、見秀吉公、公早察隔心、命沒收[illegible]領地、[illegible]以[illegible]子、[illegible]座主、[illegible]包（毛利）見[illegible]、[illegible]以猶子[illegible]座、[illegible]能以爲失累代武[illegible]故、令成[illegible]僧、[illegible]於此、究台學、[illegible]官[illegible]僧正、當山[illegible]正[illegible]始于[illegible]能、能就[illegible]包、達台[illegible]、乞神供田、云々。

戰國の際、高良山座主良[illegible]、兄弟相分れて各黨與あり、天正十二年、高橋紹運（大友の將）良[illegible]を援け、高良山に陣し、龍造寺氏の兵と相拒ぎ、十三部原及び[illegible]原（[illegible]山）に戰ふ、十四年島津氏の大兵至り、其將伊集院[illegible]等高良山に據る、十五年四月、豐臣の軍西下し、島津を伐つ、行宮を高良の吉見岳に建つ、吉見岳は西[illegible]長[illegible]たり、御[illegible]陣[illegible]と云ふ[illegible]尚存せり。

去[illegible]高良山[illegible]城、[illegible]肥前守[illegible]候[illegible]、可然時節合力候而、爲安始[illegible]數[illegible]討取候、粉骨之至、無比類候、（中略）

寛正六乙酉卯月二十七日　親繁判

志賀太郎殿（志賀文書）

高良山に[illegible]石谷と云ふ所あり、[illegible]湧出すと。

玉垂命の事、學者諸説紛々たり。古事記傳云、玉垂命は世に武内大臣と曰へり、高は古書に多く古の假字に用ひたれば古[illegible]なるべし、新井白石は[illegible]和[illegible]は甲の古名にて、俗に[illegible]甲を[illegible]和[illegible]といふも同意と曰へり、然らば玉垂命も、若しくは韓國征伐の時、武内大臣の[illegible]給ひし甲にやあらむ、（以上）九州軍記云、高良山玉垂命[illegible]の地なり、此[illegible]は物部[illegible]遣、中て、神功皇后の御宇に、武内大臣と[illegible]て、[illegible]を[illegible]、殊に三[illegible]退治の時、[illegible]功[illegible]なりとかや、之に因り八幡住吉を相殿に祭り、[illegible]、祖神と[illegible]崇めける[illegible]軍記云、高良大[illegible]咩遣の[illegible]なり、三[illegible]退治の[illegible]功許多なりし故、八[illegible]、別宮に祭り奉る、物部氏の[illegible]かや、一説に曰、高良山は玉垂[illegible]の地なり、三韓征伐の時、此神干珠滿珠を海中に投給ひ、遂に敵に[illegible]給ふ、それより以來[illegible]年久し、近年は九州の[illegible]に附て、神主[illegible]武事に携り、山内の要害を恃み[illegible]を教る、云々。

神籠石（カウゴセキ）塚

高良山の一[illegible]なり、今[illegible]上に[illegible]を祭る、此[illegible]は[illegible]形の古[illegible]墓にて、其周[illegible]之を繞らして切石を一列に[illegible]、古史に[illegible]城（[illegible]）、[illegible]者、[illegible]也、俗に神籠石と呼ぶは、何の義に由るにや、當寺[illegible]は八葉石と名つく。[illegible]石は高良[illegible]後[illegible]より、周廻廿餘町の間、石[illegible]廻らす者[illegible]也、其[illegible]然たり、或は曰ふ是は古墳の[illegible]城[illegible]なるべしと、又曰、[illegible]井が宅址なり、此[illegible]を[illegible]る[illegible]井川[illegible]、之を[illegible]のみと、此石[illegible]は高二三尺許、城[illegible]の[illegible]として[illegible]小のにあれど、筑前[illegible]土の[illegible]城址をも香合石と名つくるより見れば、[illegible]に[illegible]て起れる[illegible]にあらず、[illegible]此なるは[illegible]土の[illegible]城と[illegible]を異にするも、同く上代の築石に成れる[illegible]なれば、同名に呼べるにや、水門の設備なし、而も宅址若くは城址に外ならじ。

高良山（カウラサン）寺址（御井寺）

高良[illegible]現の[illegible]にして、近年まで大日堂并に座主院等を遺せり、又御井寺と名つく、今高良内村に御井寺の名を傳ふる一字あり、應永六年[illegible]院[illegible]目録に「[illegible]元後[illegible]高良住」と[illegible]するは、當時高良の僧[illegible]が、三[illegible]院に附屬せるを證すべし。

高良山十[illegible]云、當國有一[illegible]山、名曰高良山、有[illegible]現、是[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]之如在、[illegible]、不知[illegible]、[illegible]年三月十五日、限以未來際、設五日一座之講（中略）以[illegible]宮[illegible]

現、九王子及一切神祇冥道等也、相撰定十口僧侶、互爲講師、聞者之(中略)王法者不衰、此會又不衰、御劉國宰雅倫米五十石、以爲布施、每年毎秋、在先可充者、第一日大介館、第二日擬官以下、第三日擬郡遣府、第四日宮司以下、第五日館下郎等以下、其飯二三石懸菓七八種、預備其法(中略)于時長保五年癸卯三月、大介従五位下菅野朝臣(下略)。

國分(コクブ)

今國分村と曰ふ、高良山の西麓にして、府中驛の西に接す、古の國分寺址なるべし、昔瓦を土中より出す所あり、即其址なり、筑後の國分尼寺の事は、延喜式に、筑後國國分寺料、一萬三千餘束と載す。

筑後國國分寺內、河崎分事、爲近衞所預也、早守先例、可致其沙汰之狀、如件

應永五年十月廿九日　右兵衞佐

三池中務少輔との(竹栢文書)

藤山(フヂ)(光藤)

高良山の南西なる一横嶺にして、今上津荒木村(カミツアラキ)と云ふ、三潴郡荒木村の上方にあたれば也、又藤光(フヂミツ)臺と稱するは、藤山の低部にして、國分寺村に接し、直に久留米市の南端に至る平原を指す(安政中上津荒木村に於て、一の石棺を發見せし事ありしに、棺中朱滿するに朱を以てし、頭に鏡劍を納みありしと、石棺に朱塗あるは肥州大伯逸の御陵墓等にも見ゆ、人類學會雜誌)史學會雜誌云、景行紀一天皇、到八女縣、則越前山、以南望粟岬(アハノサキ)云々、前山、然由本書紀及前後國史、皆前山に作る、今御井郡南界に山あり、正に上妻郡の北方に當る、則自此鄉を望むべし、藤崎山に作る是と爲す、

神代鄉(クマシロ)

和名抄、御井郡神代鄉(今合川(アヒカハ)村、御井町、高良内村等是なり、神代を和名抄神氏に作れど、其誤りたること著し。郡鄉考云、神氏は神代を誤れるにて、神代即神稍に同し、高良神へ稍を奉る里の謂にや、又神代渡あり。

神代渡(クマシロ)

今此名亡ぶ、合川村に名神代と呼ぶ寺あり、神代山安國寺、足利氏の置きし國分寺なり、筑後川に臨みたる渡口にして、北岸に在りては宮地又大石の渡と曰ふ、高良神社古文書に、神代浮橋の事見ゆ、

將軍家政所

於博多津者、文永十一年蒙古襲來之刻、肥後薩摩日州隅州之軍兵、渡神代之橋、筑後河神代浮橋、九州第一之難所之時、神代良忠以下略、諸軍勢打渡、蒙古退治之事、偏王宮冥慮、扶桑永代安穩之由、所仰如件

建治元年十月廿九日　別當相模守平朝臣

神代良忠は高良の社人にして、丹波姓、民部大輔と稱し、後正和元年越前守に補せられし人なり、神代の浮橋、未だ外に見るところなし。

山家鄉(ヤマヘ)

和名抄、御井郡山家鄉。(今詳ならず、國分村鶴山なとにや、又山川村あり、府中驛の東北にして、山本郡界に接す、山家を也末加と訓ずれば、山川と相近ければ、山川は山本郡の所屬かとも思はるれば、如何にとも決し難し、

山川(ヤマカハ)

高山彦九郎は、久留米寺町遍照院に在り、明治四年山川村招魂所に於て一社を興し、御靈社と號し、明治維新の際王事に死したるの諸忠士數十名の靈を合祀す。

山本郡(ヤマモト)

明治二十九年廢して、其地域三井郡に入る、御井の東なる小郡にして、和名抄、也末毛止と注す、水縄山の下なれば此名ある歟。○和名抄、本郡を五鄉に分てど、今其分域を知らず、又郡の限界も古來變動せしや否やも知らず。

屏風山(ヒヤウブ)

水縄(ミナハ)山の別名なり、高良山より以東、連亙四里の横嶺なり、壁立して屏障に似たり、故に此名あり、水縄は耳納(ミノウ)又は三野(ミノ)に作る、孰れか正にして、孰れか僞なる、近時九十九峰の目あり。

山本(ヤマモト)

府中驛の東一里を山本村と曰ふ、地誌云、一觀音寺は山本村に在り、相傳ふ、昔豐後國深山に放光異木ありしを、草野太郎永平伐りて筑後川に流し下し、其木を彫刻して觀音像を作り、此に安置す」と、此觀音堂は普光院と稱し、寺中に老松神社あり、共に草野氏の建つる所とす、社頭の縁起あり、地方稀有の古卷とぞ。

千光寺(センクワウ)

今山本村宮園に在り、近時寺域内に征西將軍宮の墓所と云ふものを捐設す、此寺は博多聖福寺の隷屬にして、僧榮西(千光國師)建久三年の創立と傳へり。

善導寺(ゼンダウ)

今寺に因り村名を立つ、山本村の北に接す、此寺は淨土宗鎭西派の名藍にして、殿堂佛殿、寶藏經堂、鐘樓大門等備具す、圓光大師の弟子に、筑後山本郡山本鄉に一寺を建立して、井上山善導寺と號す、後に改めて光明寺と名つくと云者是也、文明中廢擧上人中興して、鎭西一派の本山と爲す。○一書云、我邦近代の箏は筑紫箏に起る、文祿の頃、筑後善導寺の僧其祕曲を知り、弟子に傳授す、四傳して法水に至り、法水京都江戸に遊び、箏法を八橋檢校に授く、八橋更に曲譜を造り、新道を中興し、筑紫箏の名是より亡ぶと、此寺の開山巳に、古來箏曲を傳して、其技を筑紫樂と號したり、琴も其流ならん。

善道寺田中氏國主の時、其夫人の靈堂を置き、又東照公廟あり、因祿五百石、有馬氏亦其舊に仍り、藩封内に於て梅林寺と相匹敵したる貴刹たりき。

草野(クサノ)

今草野町と曰ふ、人口三千四百、山本の東にして大橋の南とす、中世有名の武族あり、筑後の一名家たり、戰國の季に大友氏に隨從したりしが、天正十二年の頃、發心城に據れる事あり、後亡ぶ。

東鑑に、建久五年、鎭西鏡社(今肥前東松浦)大宮司草野大夫永平とあるは、筑後草野の祖なるべし、肥前高木氏

の庇流とす、又同書に、
平家當國草野之時、鎭西奉大宰權相從、永平（草野大夫）不早參日□、被致其功之由、達天聽、竹實部圖在國押領使職、不可有相違之由、依天氣言達、如件
同七月廿六日（文治二）　大宰帥
とある奉書は、中納言經房卿也、草野系圖に、永平の父永經草野に住したるより草野を氏號とす、永平の曾孫永綱、竹野・□北邊殊公文□領兩職を得ふ、（鎭西要略、史徵墨寶考證）南北朝の亂に、草野は武家方たり、然るに征西宮草野に幸去し給ふと云説あり、鎭西要略「延文四年八月十六日、征西將軍宮、二品世良親王幸于筑後國御坂、保壽三十七、即去七日於保原台戰、御挺無利脅撤、遂□□□宮、御□在草野光□寺、十二月、故宮之子懷良親王□征西大將軍、錦太宰師、菊地武光入道宗□等補佐、以肥後新宮御所也」今按するに、筑後國、延元以降草野は武家方にて、星野は其山南に居り宮方たり、鎭西要略の世良は懷良にて、保壽は良成なるべし、不審。
筑後國志云、鎭草野系圖、里中日其先□州□居川城主、安□□任□□□□掾濃□、其先祖、□□公於筑後國山本御□御原之□三千町、賜□草野庄吉木村、□□草野□郎永平、永平二十□代□□、□□長門守□員、□員子右衞門督□平、子□千代丸也、永平之兒□□□□濃□云々、今之□□也。

發心嶽（ホッシン）　□□連峯の一にして、□□村の上方なり、草野氏の城址あり。○九州軍記云、天正十二年、大友の兩將高橋立花は高良山に着陣を打入れ、草野長門守重永が居城に押措りければ、重永忽ち城をあけすてて、城の笠に構へ置たる發心嶽に逃引籠る、寄手閒讀て城を破却ふ。○按に草野重永一に鎭永に作る、永祿七年、大友宗麟筑後出陣の時、發心嶽を圍み草野降伏の事、又九州軍記に見ゆれど、天正十五年、九州平均の時、草野氏如何して家亡びしにや、詳ならず。（鎭西要略作□□）

土師郷（ハシ）　和名抄、山本郡土師郷。○今詳ならず。

蒲田郷（カマタ）　和名抄、山本郡蒲田郷。○今詳ならず。

古見郷（フルミ）　和名抄、山本郡古見鄕。○今詳ならず、（高良山の別諱に吉見嶽あれば、吉見の誤にや。

三重郷（ミヘ）　和名抄、山本郡三重郷。○今詳ならず。

芝澤郷（シバサハ）　和名抄、山本郡芝澤郷。○今詳ならず。

竹井（タケヰ）　山本の別名にや、竹井莊、竹井原、竹井城等の名あり、蓋竹野と混似の恐あり、後の考補を竢つ。
○鎭西要略云、□國三年、大友氏時、略菊地所城、以□玖珠城、菊地一族居之、國守無下、□□相攜、以過年、黄□□數萬兵、□竹井城、七月二日、發□□、中院以下宮軍乘風而出云。肥後國志云、天授三年、大友□世、屯竹井原、菊地武朝遣合志六郎、率兵先往而討之、軍出不意、筑兵駭愕而退去、□世聞之、班兵於豐後、武朝又至、而與田原氏□子筑之要川、鑑□□降、□世□□後、武朝亦復□□兵、到市□大戰、□州軍敗走、刹城□□□、武朝遂復定筑後、（菊地傳記九州記）　或書、竹井原要川の□を、□安六年（□中二年）十一月武光の去る時とす、（久留米小史云、竹井城址吉木村に在り、草野氏の墟と、吉木は今の草野村の大字なり）

(吉木)

浮羽郡

浮羽郡（ウキハ）　明治二十九年、生葉を浮羽に改め、竹野郡を停止し之に合す。從來生葉竹野山本は大□□峰の下にして、筑後川に添ひ、道路灌漑の利害を同しくするを以て、管に上（カミ）□を稱したり、今山本を三井に入れしは、地勢の自然に適合せず。今浮羽郡二町十四村、□積六方里、人口五萬五千、郡衙は吉井に在り。

竹野郡（タカノ）　明治二十九年□して浮羽郡に入る、高山本生葉二郡の間にして、北は千年川に至り、南は□□山に至る。和名抄、竹野郡を加乃と註し、六郷に分つ、本來前□の□地なりけん、中世莊は竹野莊と稱す。

竹野郷（タケノ）　和名抄、竹野郡竹野郷。（今竹野村存す、是なり、平安物□□本、筑後竹野本莊とあるも此なるべし、鎭西要略云、養和元年、平家使□□官□□、□□□千、□□形□□、□□□以下□□□筑後、□□□□□、不利□□、□□□□三萬、入筑前、平家奉天皇、避山鹿入豐前國。八坂本平□云、豐後の□□後□□、高野本□に押寄云々。諾□文書に
「下　諾□□□當宗□
筑後國竹野□□□□地頭職、肥前國山田庄地頭職事、
右□□□之□□□□、早守先例、可令領掌之状、如件
貞和五年十一月十九日　　判」
「筑後國守□□□
右守先□、可□□□之状、如件
貞和五年十一月十九日　　判
諾□別當太郎殿」

二田郷（フタタ）　和名抄、竹野郡二田郷。○今詳ならず水縄村などにあたるごとし、二田は筑前鞍手郡にも同名あり、在事を□む、参考すべし。

水縄山（ミナフ）　浮羽三井二郡に□り、高良（カウラ）より高良山に至し、□□□名す、□□□里、□□に□□なり、□に□□□□を□ふ、□取□北□を今□村々□

ず、山南は即八女郡にして、星野谷なり。九州軍記に「大友二將、筑後井陣、黒木へは極て嶮難の道なれば、行軍容易ならず、漸く水縄山に押向時、草野星野六兵、切所々々に待うけ、頻に鳥銃を放ちける」と見ゆ。

石垣（イシガキ） 今水縄（ミナハ）村と改む、九州軍記に「高橋了堂先陣にて、筑後川を打渡り、石垣山に打登り、後陣を引揃へ、黒木へ向ふ」と見ゆ、又鎮西要略云、

建武四年、一色道猷發向肥後國、南高橋山、暦應元年正月、肥後守菊池武重、自間道出筑後國、會武敏石垣山、其兵都一萬許也、道猷率數萬兵、攻石垣陣、菊池大防之、擊破一色陣、

是も此なるべし、諸家文書には、建武五年三月三日、石垣山合戰の事見ゆ。又肥後大府（ワイフ）より矢部山、黒木、星野を經由して筑後川中游に往來せるは、菊池氏の常套手段たり、蓋此地形は菊池の防禦に關繫して、大故の在る者に似たり。

柴刈郷（シバカリ） 和名抄、竹野郡柴刈郷。○今竹野村の北に川會、柴刈の二村立つ此歟、柴刈の大字に菅原八幡等あり。

川會郷（カハヒ） 和名抄、竹野郡川會郷。○今川會村立つ、竹野と柴刈の間なり、即古の郷名の地なりや否や。

田主丸（タヌシマル） 今田主丸町と曰ふ、人口三千五百、小市街なり、久留米の東五里、吉井町と相去る一里餘。

船越郷（フナコシ） 和名抄、竹野郡船越郷。○今船越村存す、田主丸并に水分村も此郷の區域なりしならん。

長栖郷（ナガス） 和名抄、竹野郡長栖郷。○今船越村に大字長栖（ナガス）存す、蓋船越の東を長栖と呼せる者に似たり。

生葉郡（イクハ）

明治二十九年竹野を合併し、浮羽と改作す、竹野の東にして、豊後日田郡に至る、竹野より稍大なり、千年川の南岸とす。○景行紀云、天皇巡狩筑紫國、到八女縣（中略）到的邑、而進食、是日膳夫等遺盞、故時人號其忘盞處、曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗、號盞曰浮羽、筑後國風土記云、天皇[illegible]曰、惜乎朕之酒盞、[illegible]後人[illegible]生葉郡。○豊後國風土記云、昔者[illegible]天皇（景行）征伐球磨贈於[illegible]之時、發筑後國生葉行宮、到日田の[illegible]に、生葉は此に見ゆ、今福富村浮羽村などの地なるべし、和名抄以久波と注し、七郷に分つ。

(的)

物部郷（モノベ） 和名抄、生葉郡物部郷。○今[illegible]村、浮羽村などなるべし、即本郡の舊邑とす、欽明紀に筑紫物部[illegible]と云人名見ゆ、是等の武人の住地なりしにや。

屋部（ヤベ） 今福富村、大字屋部存す、東鑑に「寛元二年、筑後國御家人吉井四郎長資、與矢部十郎通光、相論生葉庄内安名、屋[illegible]田」事」を載す、[illegible]武士たり、矢部とは矢作の謂にて、[illegible]るに相當すべき歟、[illegible]名生葉[illegible]の故事あれど、故に此地弓箭の術に習ひ、的の名稱ありしにあらずや、[illegible]の故事、往々古書に見ゆ。

流川（ナガレカハ） 今浮羽村に屬する小里、問注所氏の舊邑なり、流川の南、星野の山中に接して、長岩城址あり、長岩は岩石の奇異を以て著る、（長岩の地を新川とも呼ぶ、今新治村に屬す）

久留米小史云、井上（キノウヘ）城は生葉郡流川村の山腹に在り、三善[illegible]行の[illegible]問注所[illegible]行、正和二年鎌倉より下向し、當郡を領す、其[illegible]加賀守鑑豊、大永中當城麓に立石城を築く、（立石城は井上城の支城にして、相去ること山頭僅に數町、故に興廢相同しきものとす）鑑豊の子を重道と

(井上城址)

す大友氏に屬す、其[illegible]鑑景秋月種實に應し、兄弟相攻撃す、種直力盡き城を棄つ、同族統景の長岩城に遁る、鑑景乃ち奪て之に居る、二丸の城主星野正實また立石の城[illegible]を攘て之を拔く、鑑景遂に毛利氏に走る、其後毛利氏[illegible]に城を復せんと欲し、秋月種實に[illegible]、立石城の間隙を伺ひ、一戰して城を陥る、天正十二年、立花道雪、[illegible]城を攻撃せし時、秋月氏兵を遣はしこれを守る、其後統景星野吉實と謀りて長岩城を攻む、[illegible]を發して[illegible]し、統景を殺す、已にして星野氏と共に[illegible]し、[illegible]す。（統景は大友記に井之上城主問注所治部大輔と云ふ人にあたる）

[illegible]云、[illegible]、其序曰、

凡天下之名山者、[illegible]所說、何者哉、皆以如來金口出說也、然多是在[illegible]國、雖有寶首清涼所釋、而[illegible]不可[illegible]、而況及中華及我邦者、僅有其五、一曰仙人起山、寶首釋爲東海蓬萊山、二曰清涼山、寶首以爲代州五臺山、三曰金剛山、清涼[illegible]曰、東海之山、上下四圍、及[illegible]中、皆悉有金、[illegible]、金剛是金、是以此方、古[illegible]之[illegible]山、[illegible]、寶法[illegible]所住也、四曰[illegible]、清涼以爲在青州東海山、五曰功[illegible]、寶首清涼并以爲海東之地、而予具[illegible]、此方古[illegible]、豈非可信乎哉、或曰此窟昔[illegible]門注所氏之[illegible]、[illegible]汙穢淨刹、[illegible]其非、則所謂筑之長巖城耶、

[illegible]、過去[illegible]、寶首云、[illegible]、三才圖會、以[illegible]在[illegible]、然未知其在何地也、近[illegible]、筑之長[illegible]是也、今茲[illegible]戊辰八月、[illegible]上、[illegible]、雨山[illegible]、行里許、至[illegible]、少[illegible]于新川民舍、又行里許、至三寺[illegible]、山[illegible]、其三面[illegible]、乃從一面[illegible]入焉、中空[illegible]狀、[illegible]可百餘步、此爲門注所氏舊趾也、即[illegible]巖岩[illegible]立、

(長岩)

是大元年六、乃[illegible]十、經十四間、有傳山中有一窟、[illegible]、諸[illegible]、[illegible]也、[illegible]田。

巨勢川　又小[illegible]川に作る、笠治村の蛛川山中に發し、矢部朝田より西向して、筑後川の舊流に并行し、生葉竹野山本の平野を貫通す、長凡七里、灌漑の利多し、[illegible]寺の北に至り、舊流に歸す。

妹川（イモカハ）　今姫治村と改む、矢部の南にて山村なり、星野村（八女郡）に一嶺を隔つ。[illegible]接に[illegible]云、生葉姫治庄村有以久波、方十町許、在田中、妹川邑有御座石、相傳景行天皇之遊戯地。

姫沼郷（ヒメヌ）　和名抄、生葉郡姫沼郷、高山寺本、姫治、注比女奴。○今詳ならず、姫治村の名近年起る、然れども妹川、小[illegible]、田[illegible]、新川の諸里を合併せるなり、姫治は姫沼に混じ謬し、姫治は姫野の謬歟。

椿子郷（ツバキ）　和名抄、生葉郡椿子郷（椿子村立つ、浮羽郡）村の東にして、姫治村の北なり、此間古郷にや、[illegible]山上とも云ふ。

（上覽）（田朝）朝田は今椿子村の大字なり、重定と呼ぶ地に古穴あり、宮内石を以て疊み、朱を以て塗れる者あり、此穴は凡八間、高一丈一尺、横一丈一尺、此々相連で同形の二穴あり、共に南向せり。○人類學會雜誌云、朝田の石穴中に現存する圖畫を、平田篤胤は古文字の一種となし、其神字日文傳、疑字篇中に編入す、而も學者は早く其文字にあらざるを疑ひ、一は征箭を負ふ處の軍人の背面、二は頭髮の飾となし、三は盾の一種となし、是れ皆殉死を代表するの具に成れるものとす、近年更に同郡若宮村八幡宮社の日岡といへる古墳を發掘し、其石[illegible]中に發見せられたる圖畫、及一條吉田の石人の朱文に參考し、畢に古代人の常用の器具を圖畫するものあり。（一條吉田は八女郡に在り）

吉井（ヨシヰ）　今吉井村と云ふ、小市街にして、人口三千八百、浮羽郡の治所なり、久留米の東六里、日田（筑後一の西五里。此地は東鑑に、寬元二年、筑後國御家人、吉井四郎長實と載せたり、亦一舊邑なり、郷名を知らず。

小家郷（チヘ）　和名抄、生葉郡小家郷。○今江南村、吉井村井に千年村などにあたる歟、江南は字小江あり、小家に相近し、宇佐大鏡の治安三年官符小家庄は其神封なりと見ゆ、今千年村に若宮八幡あり、即宇佐神封の邑なれば之を祭る。

大鏡云、小家庄、康和年中、權帥藤原季仲卿、附國司解、小家小河垣見別符、稻延今仁別符等、或加納、或押寄之由、被觸兵間之日、庄司陳狀云、件庄田十五町五反者、以天平勝寶年中、公家奉寄御位田百四十町之內也、後依減少、神人百姓等爲水使、盡三十餘人力、開作荒野自地等、御封束交易料米、御油以下神役勤仕之丁也、奉寄加納田云々、

若宮（ワカミヤ）　今千年村に改む、吉井の東に接す、八幡宮あり、地方の名稱とす、社域に古墳あり、日岡月岡と曰ふ、日岡の古穴中に、朱彩の觀るべき者あり、月岡は文化中發掘したり、甲冑馬具等數多を得、其冑五個は八幡社に收藏し、石棺も今日尚存す。人類學會雜誌云、若宮村と朝田村は相去ること一里に足らず、朝田の石槨は南の方の山麓の村落中にあり、若宮の石槨は山の手を去りたる平坦の際にあり、且其搆造たるや、彼れも此れも同一の搆成にして、只大小の區別こそあれ、一も異樣の觀なきのみならず、其石材に於けるも同種の石にして、今も隣村山北と云へる處は、石材を切出す、而して朝田石槨中の圖畫も、若宮石槨中の紋様も、其意匠はあるも、同種類にして、其時代に於ても格別の距離なかるべし。

大石郷（オホイシ）　和名抄、生葉郡大石郷。○今大石村存す、椿子村の北東とす、千年川に臨む。

[illegible]志[illegible]云、生葉郡に大石、長野、[illegible]瀨の三堰、及び宗野の諸堰あり、以生葉以南、竹野山本の三郡、十餘萬石の田に灌ぎ耕を營むことを得るは、實に此の堰溝に因る、寬文年中、筑後川沿岸上郡の地は、河に接すれども常に水に乏しく、水旱の災害常に接るを憂ひ、河水を堰きし大堰を設け、以て灌漑の利を起さんことを議り、狀を具して之を久留米藩に請ひ、長瀨を支へ渠溝を鑿し、水を大石長野の二所に導くことを得たり、之が爲め河水四方に貫通し田野に灌漑し、其[illegible]す所千四百餘町步、（今增して千八百五十町步に至ると云ふ）數多の[illegible]田を[illegible]して沃野となるに至れり、初め大石堰成るの後十年、吉井村の人田代又左衞門、[illegible]東の[illegible]山の麓に於て筑後川の堰すべきを見て、大に土功を起し、隧道を穿り、河水を引きて旱田の地に灌がんとす、然るに地中岩石にして工事甚だ艱めり、田代父子憂も撓まず、遂に隧道より下地底に至るまで、岩石を穿ちて[illegible]溝を通ずること長凡七千尺、爾來殆んど二百五六十年、此地方[illegible]して沃土をなす者は、偏に是の灌漑の力に因る。

山北郷（ヤマキタ）　和名抄、生葉郡山北郷。○今山春村と改む。大字山北、三春の二あり、大石郷の東にして郡の村界なり、千年川日田より來り、此より中游に就く。

高西郷（タカセ）　和名抄、生葉郡高西郷。○今詳ならず、多加世と訓むにや、高瀨の義ならん、千年村にやとも想はるれど、徵證なし、追考を要す。

八女郡

八女郡（ヤメ）　明治二十九年、上妻下妻に郡を合し、八女の名を復せしむ、八女或は陽咩に作り、景行紀に八女縣見ゆ、後世矢部川矢部山と云ふは、蓋八女を矢

(八女國)

部に訛れる者とす。今八女郡、面積十五方里、人口十一萬、二町二十八村に分ち、治所を福島に置く。
景行紀云、天皇自御木(ミケ)國三池邸、到八女縣、詔曰、其山峰岫重疊、且美麗之甚、若神有其山乎、時水沼縣主猿大海奏言、有女神、名曰八女(ヤメ)津媛、常居山中、故八女國之名、由此起也。書紀通證云、上妻郡矢部村、疑八女之遺名、今有縣主祠。○又按に、八女を上下二郡に分ち、上妻を加牟豆賣と訓じ、更に轉して加牟豆萬と爲れるなり。

(上陽咩郡)

上妻(カウツマ・カムツマ)郡

明治二十九年、下妻と合同し八女の名を復す、矢部川上游の地を曰ふ。上妻は和名抄、加牟豆萬々と注すれど、後世專ら加宇豆萬々と唱ふ、本來を以て論ずれば、加牟豆陽咩なり。持統紀に上陽咩郡に作る者是なり、曰く「詔、軍丁筑紫國上陽咩(カムツヤメ)郡人、大伴部博麻曰、救百濟之役博麻等四人、爲唐軍見虜、天智天皇三年、思欲奏聞、唐人所計、緣無衣糧、憂不能達、於是博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣無衣糧、俱不能去、願賣我身以充衣食、富杼等任博麻計、得通天朝、汝獨淹滯他界、於今三十年矣、朕嘉厥尊朝愛國、賣己顯忠、故賜務大肆、并絁五匹、綿一十屯、布三十端、稻一千束、水田四町、其水田及至曾孫也、免三族課役、以顯其功」。

星野(ホシノ)

今星野村と曰ふ、矢部川の一支源地にして、山中三四方里を占む、山谷の形狀全く八女郡に入ると雖、生葉郡と近接するを以て、彼郡の所管たること久し、近年改めて八女に屬せしむ、中世星野氏之に據り、生葉の領主たり。○大八洲遊記云、星野本山村、居民五家或十家、有操山者、有掘木者、行里餘、山間有一高原、細草如氈、巨石縱橫其間、不知其幾千萬、原中滿有一松、頗爲異觀。
星野氏は黑木と同族にして、南北朝の亂に官軍に應し、終始一節、以て矢部菊池の官方を擁護せり、戰國の頃、大友氏に屬せしが、天正中叛き島津氏に附く、天正十四年筑前に出陣し、立花宗茂に敗られ、星野兄弟之に死す、家遂に亡びぬ。○鎭西要略云、大友刑部大輔氏時、建武五年九月、陷生葉妙見城、令戶次丹後守賴時守之、從陣高良山、菊池武重代氏時走之、氏時引退竹野本莊、菊池武敏攻妙見城、不日而陷之。○肥陽軍記云、爰に筑後國住人星野常思、大友の催促に隨はず、義鑑是を怒り、筑後國を催し星野が生葉の城を責るに、星野敢て屈伏せず、大友利を失て京都に早馬を立て訴へければ、則兩國の諸侍に星野退治の御教書下る、翌天文二年閏正月、大内より援を入れ、星野は下城しぬ。大内氏實錄云、天文三年、大内勢生葉郡大生寺城を攻め、九月十八日遂に之を拔き、城將星野常陸介親忠兄弟を斬る。
久留米小史云、星野熊渡(クマト)山の谷に水晶石を産出す、又星野の山中其所に金坑あり、寬永二十年初て開鑿せり、是より以後或は起し或は廢し、枚擧に暇あらず、慶應年中に至り、藩の開成方にて是を興さしむ、頗る良金を得たり、北河内村にも金礦あり、未た開鑿には及ばざれども、砂金川に落ち入りて、土人往々拾取せり。

熊渡(クマト)山

星野の東嶺にして、日田郡に跨る、海を拔く凡二千九百尺、星野川の水源とす、鯛河内山、無淵山、亦同山系の連峰なり。

星野(ホシノ)川

星野村に發し、西流、横山北河内を經て川崎村に至り、矢部川に合す、長凡六里、其一支は川崎山内より仍西流し、羽犬塚驛を經て、城島(ジヤウシマ)村に至り、筑後川に入る、之を正原川、又生津(ナマツ)江と呼ぶ、長凡五里。

(大淵)

矢(ヤ)部(ベ)

今矢部村と云ふ、即矢部川の源にして、山中六七方里の地を占む、大淵(オホブチ)村之に屬す。北は星野谷、東は津江山鄕(豐後日田郡)南は山鹿郡(肥後)皆峻嶺大山を以て界限る、西は黑木谷に至る、[illegible]し。○大八洲遊記云、沿矢部川東行、有一瀑布、數峰突起挾之、危巖翠壁、萬態叢錯、幽致娛目、又東一里有一峯、兀立百仭、三分以上露骨、其下戴土、草木成叢、俗號曰黑巖、左折取樵徑、沿川行、本路則遵黑巖、抵矢部村也、隔水觀日向神巖、上殺下厚、其高比黑巖、稍讓之、亦全身露骨、而石理如鐵、渡水有旁徑、能得究其嶺背、其背巨巖挾木、排列長數町、矢部村有後征西將軍墓、及府趾、此邑在本國南、與肥後菊池相接、及南朝衰、將軍在此地、與菊池氏爲脣齒。

矢部山(ヤベヤマ)城址

南北の亂に、五條賴元、征西將軍懷良親王に隨ひ下向し、矢部山に據る、阿蘇惟澄申狀に「延元二年六月、押寄矢部山、追落越前守賴顯代平四郎兵衞、上下數百人討取畢」とあるも此地の事歟、征西府の振はざるに及び、後將軍良成親王(後龜山皇弟)矢部に入りたまふ、賴元の孫賴治之を奉し奉る。八代城志、元中十四年(應永四年也、征西府尚北朝の年號を用ひず、西海に孤立す)後將軍良成親王、八代高田御所に在り、名和顯興之を奉して復興を謀る、八月二十二日、大内義弘大友親世が爲めに、八代城竟に陷り、將士散亡す。(鎭西要略)顯興の男村上泰興麓(フモト)城に居る云々。(顯興八代城を去るは、鎭西要略に見る所にして、系譜には泰興麓城にありとす、今其故を知り難し、南朝既に位を北帝に讓り、獨り征西府猶南朝の年號を用ひ、再擧を謀る玆に六年、是時に當り籌策を力めたり、後將軍宮も自ら跡を晦し矢部の大杣に潛蟄す)是よりのち、五條氏足利氏の世を經るも故土を保有し、天正中久留米藩の起るや、藩主有馬に依り鄕士を以て之を遇したり、近世有馬家其勤王の舊址なるを以て、禮遇稍加ふる所あり、明治某年、其裔孫某特に華族に列し男爵を賜ふ、五條文書、即其藏本なり。
五條文書、賴治申狀云、抑當國大略雖屬凶徒、賴治蹈矢部津江兩山、抽忠節候、當山者肥後筑後豐後三箇國之堺、

九州無双之要害候、仍度々凶徒等入足地候、就中今年九月、引退八代之陣し後、當國守護大友修理權大夫親世親類、大友欲賜□氏、守護代如法寺若狹守氏信等、率筑後豐後兩國勢、自方々可攻當山之由、依其聞、致用意候處、去十月七日、大手自筑後河、打上牧口取陣畢、同八日搦手自津江、日田勢打入津江大野候ク間、差副賴治手者等於津江口、致合戰之間、不日追拂畢、(下畧)実備□等考證云、矢部の征西府は古文書に御在所矢部大杣とあり、即九州無雙之要害、其水の西流するもの矢部を過ぎ矢部川となり、五里の險阻を下りて大淵に至る、五條氏此を居城とす、又上る三里にして黒木谷、黒木定善□尾城を携へ、是より山勢拆壘の如く、川流峽を成して上妻下妻兩郡の野に至り、左右の山兩翼を張り、右を三池山、左を高良山とす、高良山天然の墻壁をなし、星野溪其趾を繞る、○氏族志云、清原賴業五世孫、大外記賴元、延元中從懷良親王赴鎭西、(清原系圖、石島系圖、阿蘇文書、五條文書)輔佐懷良、任内外事務、食筑前三奈木莊等地、築城筑後矢部據之、今五條(ゴデウヤマ)山也、後卒於三奈木、二子、良氏、良遠、良氏侍當仁良、良遠子賴治、天授中任左馬權頭、從征西大將軍良成親王、(五條文書、良成親王古本帝王系圖)據矢部津江二城、與賊屢有功、(賴治申狀)及南北講和、迎良成於矢部奉之、子孫爲皆居焉、家號五條。(五條文書、石島文書)

(五條山)

肥後國志、五條系圖、

─宗尚　雙倉院別當　主水正、子孫今在朝廷稱船橋
　　　雙倉院別當　勘解由次官　大外記　稱五條
　　　少納言
─賴元
　　延元三年秋、懷良親王拜征西將軍、歸著西海道、使賴元補佐之、賜金島莊、四年春、策鎭西、居豐後玖珠郡、領筑後河崎莊内矢部大淵等、正平十八年九月、賜筑前三奈木莊、日向併肥南北兩郷地頭職、二十年削髮、號宗性、二十二年五月、於三奈木莊卒、年七十八、
─良氏　五條主水正　修理權大夫
　　某年月、於肥後隈本卒、八代悟眞寺、有碑、法名無極宗觀、
─良遠　實賴元三男、爲兄良氏之嗣　勘解由次官左馬頭兵部大輔、筑後守、居矢部高屋城、
─賴治　少外記　主水正左馬權頭
　　元中四年、賴治居筑前月足、將軍宮以使由利信濃守賜令旨及脇刀、時宮在肥後宇土、七年正月賜筑前河北莊、應永十年三月、大淵創立熊野神社、
　　筑後國北邊之證井田尻者共事、自根本康其手之間、不相替、日來可被成敗之由、依　仰執達如件
　　　元中元年正月十一日　散位判
　　　五條左馬頭殿
─良量　左馬頭
　　自賴元至良量五世、仕將軍宮、賜綸旨口宣令旨等、不可枚擧、今僅存者十九通、(賴元九通、良氏一通、良遠一通、賴治五通、良量三通)及公卿之書六通、傳子家、
　　「筑前國下津郡阿蘇一族等跡事
　　依被定任名字之に候、早所致行候也、且者爲存知、令旨如此者、依　仰執達如件
　　　元中十一年十二月十九日　左少將則忠奉
　　　謹上　五條左馬頭殿」
　　「梅野大野以下被参御方候條、返々目出候、其境一統一向申沙汰之功、外開實候、悦喜也、此境之不審等、被御合自治候間、不能委細也
　　　十二月二日　判
　　　左馬頭殿」
　　「くしまかつせんの事、しやうふんに逞し、御かんの御なひしよなしくたされ候、てうくめんほくのいたりに候、はひけんのためにあんもんかき進候、毎事追て可申候、恐々謹言
　　　十一月十五日　持朝判
　　　五條殿」
　　「御筆、元中十二年十月廿日、御在所矢部大杣道徹退散、太略此事に候、當山之名誉□可超過候哉、就中云計策云粉骨、旁以有感存候、其功定可有所期候哉、感悦之至難盡筆端候、期參之時候也
　　　十月廿日
　　　左馬頭殿」
　　「此境之不審等被細定可被申也、歸境之上、通路難儀候間、彌背本意候、一途入□候へかし、念願之外無他候、此山事諸事心苦案存候、可然樣可有計申候也、心事萬端難盡候、併期後便候也
　　　三月十日(紙末欠)
─賴經　左馬頭　實賴治之二男　嗣菊池家
　　應永二十九年、矢部建生松天神社、享德中、肥後國山鹿山本二郡之内領之、
─良興　左馬頭
　　寛正四年、修隈野宮、七年菊池爲邦與山鹿郡泉莊内八町、山本郡幸原村四町、

(大柚)

―良邦　左馬頭
大永八年、竹野郡東郷領之、自賴經至良邦三世屬菊池家、凡三世之間、有菊池家之書、二十八通傳于家、

―良續　左馬頭　屬大友家
天文三年、豐後大野郡井田郷三十貫領之、五年筑後下妻郡五十五町領之、

―良祐　左馬頭

―鑑量　左馬頭　大友義鑑授名一字
天文十二年、山本山鹿二郡内百六十七町領之、二十年託麿山本二郡内五十町領之、

―鎭定　左馬頭　大友義鎭授名一字
永祿六年、筑後三原竹野二郡内四十二町領之、元龜四年重修大淵宮、天正四年三月領肥前佐賀郡内巨勢、屬龍造寺隆信、代々筑後上妻郡矢部高屋城爲本城、十五年豐臣秀吉征西時賜本領、後辭移住豐後、又來肥後、

―統康　七郎左衞門　改家號矢部
大友義統授名一字、後居八代、仕加藤家、加藤家士帳曰、
加藤右馬允與力、知行高五百拾八石、矢部七郎左衞門、

―長安　矢部七郎左衞門　寛永二年、遷住筑後國大淵、

久留米小史云、征西將軍良成親王御墓及び御所趾は矢部村の奥、御側(オソバ)名(ミヤウ)にあり、所謂御在所矢部大柚(オソマ)と云へる是なり、牧園大野曰、大柚土人今御側と稱す、昔て塚上に一草堂を建て、是を御側寄と云ふ、此近傍即ち其遺趾にして、山川の名稱、以て古を徴するに足るもの多し。

(日向神)

日向神(ヒウガカミ)岩は大淵矢部二村の間に在り、矢部川峡中を貫流す、河南に黒岩(クロイハ)あり、巍峨天を突き、河北に不動、金剛鬼、獅子口等の奇岩羅列す、又河中に男岩女岩の二岩、千床、馬蹄、法螺貝、矢櫃、弓掛、破風、鐙、天戸の諸巖あり、皆形容を以て其名を得、東數町にして蹴破、正面ありて、蝙蝠谷の南に屹立し、巨大なる岩窟ありて、洞然天雲を見、奇絶甚し、正面岩は其傍に聳え、絶壁削るが如し、此山昔を日向神と稱す、大戸屋小戸屋、花立、烏帽子等の巨巖奇石多し、皆是神巧鬼鑿、一々名狀すべからず、樺島石梁の詩に曰く、

壁立衝天不少欹、倚筇仰望盡時思、欲憑尖露揮雄筆、正面當中書一詩　少壯東西好遠遊、宇中名勝半周流、始悟故國佳山水、間在風光從者眸。

御前嶽(ゴゼン)
矢部の東嶺にして、前津江村、大野村、(日田郡)に跨る、北は渡神山に至り、南は三國山(肥豐筑界)に至り、連亘三四里、御前最高峰なり、二千五百八十尺、筑後の第一峰と云ふ

矢部川(ヤベ)
矢部山に發し、西流、木屋(コヤ)黒木を經て、上妻村寳滿院に至り、星野川を併せ、(此に至り凡七里)又一派を分ち、平松川と曰ふ、本流猶南に傾き、下妻村に至り再び二派に分れ、一は柳河市街を繞り、沖端村に至り筑紫海に入る、一は瀬高驛を貫き、有明村中島に至り筑紫海に入る、本川其分派三ありと雖、大界共に十五里條とす、其下游凡八里は、筑後川筑紫海と相連り、田野平遠なり。

黒木(クロキ)
矢部の西に接する山村なり、今黒木町、木屋(コヤ)村、笠原村、豐岡村、串毛村等に分つ、中世在名の武族あり、星野と同祖の名家たり、秋月原田と共に、大藏春實の裔とぞ。

北肥戰志に、黒木新藏人大夫、博多築壘の交名中に擧げたり、又延元元年、多々羅濱合戰に、菊池阿蘇は黒木星野の諸氏と勇戰しけれど利なく、菊池武敏走り黒木城を保ちしが、小貳賴尚に追撃せられ、城破れ、武敏日田に逐竄の事、九州記錄西世略等に見え、當時黒木氏は筑後入道定善と曰ふ、五條賴治申狀に、黒木四郎軍功の事見ゆ。○九州軍記に永祿七年、大友氏筑後に入りしに、猫尾城の黒木兵庫頭實久も、朽網が手を通し歸服とありて、其後天正十二年、黒木謀叛、大友の諸將、即黒木伯耆守家長が居城猫尾の麓に勢をまとめ、三十餘日攻めたり、時に立花高橋の二將加勢に來り攻ければ、家長股慄切て失にけりとも錄す、而て隣城者には、天正十二年、立花道雪出陣猫尾城は攻むるに及ばず、實久自ら降人と爲るべしとて、福島まで押過る、實久如何思ひけん、和睦を乞けると述ぶ。○猫尾高牟禮は黒木氏の要害にして、筑後地鑑に、椿原の高牟禮城は、黒木の老臣椿原式部の居館なり、又九州軍記に、天正十二年、立花道雪大淵山を打越、小野河内を行過ぐれば、日も早黄昏に寄きぬ、其夜は高群山に野陣を構、明日は黒木へ寄すべしと申合せらる、云々。

木屋(コヤ)
今木屋村と云ふ、黒木の東に接す、黒木の一黨此に住し、木屋を名のる、正平中木屋行實あり勤王す、其文書世に傳ふるものあり。

桑原郷(クハハラ)
和名抄、上妻郡桑原郷　○今黒木町に大字桑原を存す、然らば黒木附近の郷名なりしならん。

北川内(キタカハチ)
黒木の北にして、星野川の山谷を云ふ、今横山川内の二村と爲る、元中八年、五條賴治申狀云、
去十月九日、筑後向之陣、立花口陣、寄杲山候之間、

被下□筆□□防□之□甲、黒木四郎以下當國御方□等同□合力、自□□合□、御方打□□□、□□數百人討死、十人打取作□、內□黒木城□□□□□引退陣取候、同十一日夜、自山中內河前降之□候、則大勢於山中肝要之在所候之處、定吉一族□□依土野在候、不及合戰引退候畢、同十二日、自生葉向、日田以下凶徒打入、調山北河內陣向、終日致合戰、討拂之、

接に元中六年筑後向(福島方面)生葉向(星野方面)二道より矢部に入る、牧口、黒山、□山等の地名は黒木附近と想はるれど、未だ之を詳にせず。

川崎（カハサキ）

北川内の西に接する山村にして、星野川に依る、大字山内、□野等あり、當川崎莊と云へるは、矢部山をも籠めたり。

當西要略云、筑後國河崎新三郎大夫秀任、文治元年、賜河崎□□、□、任者奥州安倍宗任(武安則任)之後胤也、其侍前賜緋衣、賜官女□曾侍從、云々、川崎氏、宮部氏、黒木氏等、則任之種流也。今按に鎭西の武族、往々俘囚の□々稱する者あり、皆安倍氏に托す、然れども太宰府警備の俘囚は、安倍宗任則任の類にあらず、類聚國史、天長中、筑後國第五等□□和利別公阿比登授位の事など見え、延暦弘仁以降、俘囚の諸國に配置せらるゝ者多し。○筑後地鑑云、黒木邑入口、黒木城主姓調、陽調諱助能、文治二年、觀京師、富山□侍□、樂律以調、陽調姓非官女待宵小侍從、(調よみてデウと云ふ)助能有二子、長曰川崎三郎定景、庶曰黒木四郎定善。○肥陽軍記云、筑後國生葉の城主川崎田羽守鎭貞は、大友のよしみふかく、龍造寺氏に從はず、數度責給へ共落去せず、天正七年七月、龍造寺政家川崎を責させ給ふに、こらへかねて終に降參し、此外草野、和仁、星野、問註以下我もくく參禮して、一國平均す。

筑後地鑑云、川崎邑外高良塚、有宗山、土俗呼名童男丱女、邑人曰、昔時童男丱女、自ゐ來時、葬□於此處、□化爲石、故以爲名、往視之、則世俗所謂□穴者、而内有二石之櫃、塗以丹漆、一箇其長八尺二寸、橫四尺四寸、深一尺有七寸、一箇小於斯者數寸、所謂棺也、棺中、自戶以北三丈餘、東西一丈二三尺、二櫃居其、二分之。○史學會雜誌云、童男山の山腹に、數個の墳穴あり、此等の墳穴は外形皆笠形にして、內部の構造各相異なり、又內部に石棺の存せざるものには、皆石櫃あり、是れ恐く埋葬せられし人體を橫たへし棚ならん。(今川崎村大字山內)

豐福（トヨフク）

今長峰村と改む、川崎の西北にして、忠見（タヾミ）村に接す、大字吉田の岩戶山は、石人の現存する小丘なり。

肥後國志云、小代系圖、當國野原西鄕一方地頭、小代八郎次郎重□、同舍弟太郎乎、於筑後國豐福原六段（ロクダ）河原、從□國發合戰、云々、建武三年九月日、又武藤資時并菊池武重以下凶徒等、打出筑後國石垣城、今月三日及合戰之間、小代八郎次郎重峻馳向高良山、并小田河原云々、建武五年六月。(今上廣川村大字六田、中廣川村大字大田)

(田六)

太田鄕（オホタ）

和名抄、上妻郡太田鄕。(今中廣川村大字大田存す、卽上廣川、下廣川等を太田鄕と稱すべし、甘木川の水域にして、一谷を爲す、北は藤山を以て三井郡に限る、景行紀に「天皇到八女縣、則越藤山(一本作前)以南望粟岬、詔曰其山峯巒、且美麗之甚」と見ゆるは此地の事ならん、粟岬今其名を傳へず、書紀通證云「粟岬今曰黒岬、粟疑栗之誤寫」。

廣川（ヒロ）

一名甘木（アマキ）川、水繩山の南に發し、西流、三潴郡大善寺村に至り筑後川に入る、長七里。

「大友誌顏豐前太郎貞政軍忠之事、
建武三年二月廿七日、筑後國大田淸水合戰のさき、致合戰軍忠候畢、(下略)」

(田大)

「說□七郎之□軍忠之事、
右去年二月廿七日、□□武□以下凶徒、□□□□□之間、馳向中道、筑後國大田□水□□々合戰、自身致合戰□疵、同廿九日、於有智山□中致合戰、若黨中村丹三郞□□討死訖、如此之節、武藤肥前方御見知之上、披見狀文(中略)
建武四年二月日　　　水□例」(說□文書)

人形原（ニンギャウ）

(田吉)(峯長)

廣川の南に降□する高原にして、土俗長峯（ナガミネ）と曰ふ、福島驛の北一里許に在り、今長峰村大字吉田（ヨシダ）より西北、下廣川村大字一條に至る、方一里の草野を、人形原の中心とす、土俗人形原三里と云ふは、大善寺村より福島驛までを籠めたる大數なるべし。○積所引古風土記に、磐井の墳墓の壯大なりし狀を記せど、其存處の詳を知らざりき、書紀通證好古日錄等に、人形原の石人石馬を說き、磐井の墳墓なるべしと述べしより、人形原の古墳世に聞ゆ、風土記には「上妻縣縣南二里、有筑紫君磐井之墓」と錄す、人形原を其古墓とせば、上妻郡家は太田鄕に在りし如し、□ふべし、縣南は縣北の誤にあらずや、鄕里地勢の上より觀察すれば、福島驛の附近こそ三宅鄕にして、上妻の郡家と思はるれば也。

筑後國風土記曰、上妻縣、縣南三里、有筑紫君磐井之墓、墳高七丈、周六丈、(船曳識門云、今實地を撿せば、正に一百六丈とす)墓田南北各六十丈、東西各四十丈、石人石盾各六十枚、交陣成行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衙頭、衙頭政所也、其中有一石人、縱容立地、曰解部、前有一人、裸形伏地、號曰偷人、側有石猪四頭、號贓物、彼處亦有石馬三匹、石殿三間、石藏二間、古老傳、當雄大迹天皇之世、磐井豪強、暴虐不偃皇風、生平之時、預造此墓、俄而官軍動發、欲襲之間、知勢不勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老

傳云、上妻縣多有篤疾、蓋由茲歟。（書紀通證云、晉闕寬延中國考、磐井墳在一條村南、長顗山中、石毀今猶全存、石人僅遺其一、爲左右臂、蓋古之俗也。好古日錄云、人形原は、磐井の石人に由る、今存する石馬は、謂ゆる石藏ならむ。〇按に人形原の石像石馬等は、磐井叛逆の當時、早く摧折破壞の事あり、土民仍て篤疾の祟を爲すと傳へければ、平城朝の風土記に其記錄あり、而も後世に及び、福島築城の日多く石材を人形原に採れるにや、今も後地に在り。〇筑後地鑑云、人形原、郡原高良邑、有石人石馬、謂之人形原、傳言高良明神作而置之、以備異賊、或曰以爲鎭國之神、竊謂此蓋高良所作之諸葛氏、若然則必有辯觀者、而與夫孔明之八陣、互相發明矣、不亦國之瑰乎、惜哉、近世爲城郭土木之役、所取去、鮮有遺者。

考古雜志云、人形原とは廣袤二里四方を總稱すれど、石人を具ふる古墳のあるは二所にて、殊に原東の古墳に石人多し、其石人は三樣に區別すべし、曰平立像、曰圓立像、圓彫坐像是なり、此他に石馬及び石形の石器あり、

（山戸岩）

扁平立像の石人は、吉田村岩戸山（イハト）に十個あり、皆箭を負へり、（此中一體は東京博物館へ移さる、帶刀してみづらの姿也。外に前年豐前國日田へ移せるもの一個ありと）中にみづらある者一體、舉手せる二體、帶刀の姿の八個なる片破三體、次に圓彫立像の石人は、岩戸山幷に一條（イチデウ）村南岡に存す、

（條一）

一條の石人一個、武裝の形狀最完好なりと稱せられ、故實家の推重する所也、（一條の石人の首一個、久留米篠山祠に移さるる者あり、又福島城址に圓彫立像一個、正福寺に二個現存す）岩戸山の二個は殘缺にして、又頭首二級あり、古書に傳ふる、官軍の擊折に會ふと云ふ者是也、（以上二樣の石人は、多少朱色を塗すも、擲毀決裂の餘なれば、紋理明白ならず）圓彫坐像の石人は、石馬の殘缺と共に、福島城址より發見す、其數は一個にして頭首を失ふ、裸形伏地の像は卽此種類、石馬は二個の殘缺あり、頸より臂の部分に至り、背鞍を存するは福島城址にあり、馬具の一部分を見得るは福島正福寺にあり、（鞍鐙を存せる石馬には馬鐸をも帶ぶ）靭利形の石器は二個あり、これ石盾ならんと或人の云へるも、石盾とは立像の中の上部圓形にして舉手せる形を稱めるもの、卽盾持ならんかと考へらる、石靫は未だ發見せず、以上石人凡二十體、石馬三匹、不詳三個を遺存す、此他文書に傳ふるは、三潴郡玉垂神社の建久年中の書に、六體の石人を見、是は岩戸山を距る一里半、西牟田村靑銅寺山に在りしなりと云ひ、其石人を後世に發見せる者なし、改風土記、石人石盾、各六十枚交陣、成行周匝四面とある地は今日の一條村より長峰村に至る丘陵上なりしこと、實踐上文書上より指示すべし、其石人の竝列せし狀は、王者葬せの圖によれば墳墓を守て警衞しならん、而して圓彫石人が一條村南岡より發見せられ、其南岡に前方後圓の古墳あるは、別に研究せざるべからず、又岩戸山の平形なる頂上に、二重の遺跡あるも未研究すべきなり、當地方に塊石の遺存あり、風土記に云へる磐井が生平預め造せし墓と思はるゝは、恐く岩戸山の方ならん、好古日錄に一條村の石人のみ記せるは、當時未だ岩戸山の石人を發見せず、其詳細を知るに由なかりしによる、一條村石人發見後百廿五年を經て、岩戸山の石人發見あり、（岩戸山の石人の發見は實に文化五年にして、一條村は寛保元年の比より世に傳聞せられぬ）又古墳は原上所々に數多散在すれど、好古日錄に石槨（イハツ）なりと記せるは、其實石棺にして、墓穴の發露せる狀を誤りて書かきたる也。

三宅鄕（ミヤケ）

和名抄、上妻郡三宅鄕、〇今福島町、上妻村、三河（サンカウ）村などならん、福島に大字稻富あり、稻富の轉にや、上妻村大字納楚（ナツソ）あり、納所の轉にや、稻富納所幷に三宅の庄倉に因める所あるに似たり、上妻郡の

（楚納）

舊邑にして、蓋郡家の地とす。

宮野（ミヤノ）

今三河（サンカウ）村と改む、上妻郡一分地頭職、宮野四郞入道教信一と古文書に見ゆるは、此村人とす、元弘の亂に官軍に屬し、筑後前司少貳貞經の麾下たり。

福島（フクシマ）

今福島町と曰ふ、戶數八百、八女郡治の所なり、久留米市を去る四里、羽犬塚驛の東一里半。

天正十五年、筑紫廣門上妻郡一萬八千石の邑を賜與せられ、山下城に入りしが、後此に改築せりと云ふ、慶長庚子の亂、西軍に黨し除封せられ、後廢壞と爲る。久留米小史、福島城は筑紫氏沒收の後、田中吉政の二男、久兵衞康政之に居る、采地三萬石、慶長十四年、吉政卒去し、三男忠政襲封す、康政不平、大坂亂の後、幕府に訴訟して、忠政大坂方へ內通し、鐵砲の玉藥を送りぬと告ぐ、忠政因りて陳述を致り、裁未だ決せずして、元和六年に卒去、男子なかりければ、家名絕ゆ、安政も連坐せられて、江州に移され、同九年病死したり。〇福島城址幷に正福寺に、人形原の石人を遺存す、築城の時移藏し來りし也。

（址城島福）

新溝院

今上妻村の大字なり、福島驛の東に接す、矢部川此地にて星野川を容れ、又平松川を分派す、新溝院より吉田松（今光友村）幷に邊春を經て、肥後山鹿に赴く山道あり。

邊春（ヘバル）

今邊春村と曰ふ、福島の東南三里、豐形山の東澗に在り、山道五里にして、肥後山鹿驛に達すべし。

肥陽軍記云、天正三年、龍造寺隆信三軍をおごそかにし、筑後に御出張、山野に放火し天地をかすめて戶原（ヘバル）兵部が戶原城をぞ圍みける、川崎兵戶原をすくふにより、御軍はかゆかず御出陣あり、田尻鑑種は筑後にても名ある弓取なりしが、隆信公に通ずる故、國內大形從服す、天正九年に至り、鍋島信生公戶原を攻められ、鑑連は討死し、城も一片の煙となれり。

（原戸）

兼松（カネマツ）今谷川と合せて、豐原村と改む、豐西要害に、永祿中、當地に於て籠城は、山下谷川の二城に據ると述べたり、谷川の南東卑毛村字子生山に甕岩寺あり、寺域に奇岩あり、陽石と呼び、飛状人をして驚異せしむと云ふ、その數七八あり、大なるは其高數丈、皆頭大にして陰陽る、勃然突起、形容眞に逼る、觀者絶倒せざるはなし、境内又亀甲岩と稱するあり、高五六十丈。

(谷川)　(甕子生)

山下（ヤマシタ）今北山村と云ふ、福島の南一里、矢部川の西岸にして、鷹形山を負ふ、白木川西南より來り、城址を繞る。九州軍記に、天正十二年、蒲池兵庫頭鑑運山下城に據り、大友の命に叛きければ、攻落されける由見ゆ、廢城考には永祿中蒲池志摩守鑑以、山下城を以て大友氏に屬し、天正中筑後諸氏肥前龍造寺へ心を合せけれども、鑑弘鎭運父子のみ龍造寺の下知に從はず、四年の間龍造寺勢に攻圍されけれども、大友の來援なく、終に龍造寺に降りけりと錄す、天正十五年、蒲池鑑運島津氏に隨從し、失邑、筑紫廣門之に代り、山下城に入る、廣門後福島城に移居す。

白木（シラキ）今白木村と曰ふ、北山の南なる山中に在り、筑後半紙は此地の名產とぞ、白木及び溝口（今古川村）共に縱八寸橫一尺一寸五分の製にして、或は柳河半紙と唱ふ。

羽犬塚（ハイヌツカ）今羽犬塚村と曰ふ、鐵道車驛にして、久留米市の南七哩餘、正原川驛中を流る。文政中、溫山紀行云、宿羽犬丘、地出石炭、所以代薪、質黑而脆、臭氣不可當、轉染飲食浴湯、試撮小許投之、火焰々發光、此物田諸州、九州謂之石炭、伊賀謂之雲丹。

葛野郷（カツノ）和名抄、上妻郡葛野郷。○今詳ならず、又延喜式に見えたる、上妻郡の驛家たり、卽筑後府以南、肥道に至る路間とす、今羽犬塚の邊なるべしと想はるれど、未だ徵證を得ず。

高家郷（タカヘ）和名抄、三潴郡高家郷。○今八女郡二川村に大字高江（タカエ）あり、此地三潴より轉屬したる如し、羽犬塚の西なり。

下妻郡（シモツマ）明治二十九年、上妻と相合し、八女郡に復す、下妻は和名抄下豆萬と注し、三郷に分つ、其鹿待郷は後世三潴郡に入れるを以て、最狹少の地域たり、方一里餘とす、上妻の西にして、矢部川の北岸なり。

新居郷（ニヒヰ）和名抄、下妻郡新居郷。○今詳ならず、訓又缺く、爾比井にや、或は爾比乃美にや。

村部郷（ムラベ）和名抄、下妻郡村部郷。○今詳ならず、下妻村などにあたるにやとも曰ふ。

水田（ミツタ）下妻の大邑なり、今水田村と曰ふ。筑後地鑑云、下妻郡水田村之側、有土師之流、善陶、作半田土鍋、本朝無比類、故每歲久留米府君、獻之東武。水田天滿宮は寛祿二年菅原爲長建ると傳ふ、嵩安樂寺の寺領ならん、老松宮とも稱し、境内に光運寺朱迎寺等の僧房あり、天原山とも號す、近世まで御田數百石を有せり。

溝口（ミゾクチ）今久恵、鶴田等と合せ、古川村と改む、水田の東、福島の南、山下に近き村落なり。

三池助太郎頼親申軍忠事、

正平六年六月廿九日、馳參肥後國肥猪原、而同十月一日闕城御合戰之時、以與類若黨等攻入于當城西城戶口、令追落之次第、御見知畢、其後供奉于筑後國溝口城、令在陣于瀨高上莊、而警固畢、早任傍例、賜御判、爲備後證粗言上如件、

正平六年十月十八日　　藤原頼親判

進上　御奉行所　　（竹井文書）

尾島（チシマ）今下妻村と改む、下妻てふ大字もあり、羽犬塚瀨高の間なる小驛なり、舊名市塚（イチノツカ）と曰へり。肥後國曹兵過者云、天授三年春、筑後□□、□□六□□世、各出兵、而竹井原、菊池武朝□合□六□□、□往而討之、軍出不意、筑紫驍將、而退去、□世□之、□兵失□後、武朝又至、而與田尻道安戰于筑之夢川、□□敗降、□世進據筑、武朝亦復益發兵、到市塚大原、□世軍敗走、列城望風敗潰、武朝亦復定筑後（菊池傳記九州記）筑後地鑑云、尾島町、筑肥往還大路、有松原、俗曰市塚、傳聞昔年當永原亂、平氏一族、於長州壇浦被戰敗、殘□□走、而到此地、拂薪者者、不知數、故以其骸骨、埋十六者五六箇、其側有一丘墓、號淺山小太郎□、其銘曰「武士乃命與也市塚、立利與利加宇止思倍波」延寶年中、近邑尾島里民、聞此處、欲攝市店、爲往還旅行之驛路、言于官及郡司、爲町者百餘家、此時發古墳、出甲胄刀鐵許多。

(市塚)

下妻（シモツマ）水田の南を今下妻村と曰ふ、矢部此にて二分し、中島沖端の二水と爲る、各三里許にして、筑紫海に朝宗す。○下妻村の字舟木に、微溫泉あり、鹽結性、六十四度の溫を有す。

三潴郡

三潴郡（ミツマ　ミムマ）筑後川下游、左岸の地にして、其東界は三井、八女兩郡に至り、南界は山門郡に至る、今面積凡七方里、一町二十一村、人口九萬、治所を大川町に置く。

三潴は和名抄美無萬と訓し、八郷に分つ、其高江郷は今八女郡に入り、下妻郡鹿待郷は今本郡に歸す、郡界異合せず。○三潴は或は三瀦に作り、三潴に誤る者あり、又今俗美都萬と訓し、水間に改作する者あり、景行紀に「水（ミ）

(水沼)

沼縣主猿大海」又「國乳別皇子、是水沼之祖」とあれば、古へ美奴萬と呼び一國を爲しゝを知るべし。而て天孫本紀に「物部阿遲古連公、水間君等祖」とも見ゆるは、此等の事にや、此水沼諸家の始末詳ならず。神代紀に宗像の三女神は筑紫水沼君等祭れる由特書せらる、其事蹟の世に傳ふる者、亦これなし。此地々勢卑濕にして、本是れ沼澤を與治して郡邑を成す者、即眞沼の義と云ふ。

(間水)

鳥養郷

和名抄、三潴郡鳥養郷。○今鳥飼村、安武村なるべし、久留米市(三井郡)の南にして、筑後河畔なり。久留米志畧に、「取替川今失其所在、或曰三潴郡大石村、地名取替、有小流入筑後川、即此取替川」と、而て大石村に延喜式三井郡伊勢神社現存し、今津福村に併せ鳥飼と改稱するに由れば、取替川は鳥養郷と節原郷(三井郡)の間を流るゝにや。

安藝六郎藏人入道寂願謹言上、

右去四月廿三日、自長州赤馬關御出之時分、令供奉、去月十六日、筑前國下座郡、筑後國鳥飼合子合戰之時、馳向菊池武敏以下凶徒等、捨一命抽軍忠上者、早賜御判、爲備後證龜鏡、恐々言上、如件

建武三年六月日　承候判　(三池文書)

此鳥飼の名義及び起因は、雄略紀に徵すべし、雄略紀云「身狹村主青、將吳所獻二鵝、到於筑紫、是鵝爲水間君犬所囓死、由是水間君恐怖憂愁、不能自默、獻鴻十隻、與養鳥人、請以贖罪、天皇許焉」。

夜開郷

(明夜)

和名抄、三潴郡御開郷〔刊本開誤明〕○今大善寺村是なり、大字夜明あり、又夜明山と號する古刹あり、鳥飼郷の南西にして、三潴郷の北なり。筑後志畧に中世三潴郡を總べて、夜明莊とも水間莊とも呼べる由見ゆ、廣川此郷にて筑後川に歸入す。

大善寺 今村名に轉す、高良明神の別宮なり、寺は其供僧なりき、近世は祭田三百石、社部を隈氏と曰へり、祠域を御舟山と號す、堂宇宏麗なり。

朝日寺 大善寺村に大字夜明にあり、古道場なれど、今臨濟家に轉ず、(鎭西要畧云、寛元四年、四條大納言宗領三潴莊、造朝日寺、釋融子(覺峯所往也)爲開山、書神子、(或曰神師)平氏判官康頼曽孫、母筑後人藤吉氏種次女也、朝日者神子其所生也。

宮本 今大善寺村の大字なり、人形原の西北に連接し、廣川の北畔とす、古墳衆あり。○人類學會雜志云、三潴郡宮本村玉垂社の邊は、土民の口碑によれば、八十八所の塚山ありといふ、今重要なるものは鬼塚、周圍數町、二重の溝渠を廻らし、構造頗る完全なるごとし、ツルベ塚は鬼塚と並列す、其間一町餘に足らず、溝渠の跡あるも崩壞して完全ならず、チヤウシ塚は鬼塚を距る三四町、瓢形の小丘なり。

荒木郷

和名抄、三潴郡荒木郷。○今荒木村存す、夜開郷の東に接し、人形原の西界にあたる、荒木古言新城、即荒城と相通ず、此邊古墳の遺存するもの多きも、故なきにあらじ歟。○北肥戰志云、龍造寺六郎家益、弘安中蒙古來寇の時、壹岐の大瀬門小瀬門松島等の浦々に於て、賊兵を打破り、軍忠を抽てし故、筑前國比伊郷、筑後國荒木村を給りぬ。

三潴郷

和名抄、三潴郡三潴郷。○今三潴村存す、大字高三潴あり、夜開郷の南にして、筑後川の東畔なり、此地郡名起因の所なるべけれど、舊蹟の聞こゆる者なし。○東鑑、文治五年、頼朝の御庄濫行停止の申狀の中に「鎭西三潴庄地頭、和田義盛可停止候」とあれば、當時院の御領にや、東寺文書、平治元年寶莊嚴院注進に「三潴庄、米六百石絹四百疋」とある大邑なれば、數多の郷村をすべし者とす。

犬塚 三潴郷の東を犬塚、西牟田の二村とす、郷名を缺く、鎭西要畧「文明七年、探題澁川教直之闕政資(相模守)卒於筑後大塚城、有兒小字曰萬壽丸、後稱右兵衛佐義基是也、政資謚永林寺」と見ゆ、大塚もしくは犬塚の誤歟、又云、永祿十二年、犬塚長門守鎭直居仲津隈(或曰居寄村)、爲東犬塚之貫主、犬塚民部大輔尚重、居蒲田江、爲西犬塚之棟梁、夫犬塚與蒲池大木、中山島越、城島氏同胞也。

正原川

星野川の流派にして、八女郡川崎村より起り、西に向ひ、羽犬塚驛を貫き、稍北に傾き、城島村に至り、筑後川に入る、長凡五里半、生津江又城島江の別稱あり。

城島 今城島村と曰ふ。○九州軍記云、天正十二年、立花道雪、高橋紹運、筑後へ加勢の時、道雪の弟戸次右衛門大夫、八百餘騎にて、城島の城を攻めける、此城には龍造寺政家より西牟田新助家親とて、究て猛き勇士を守護として、三百騎をぞこめおきければ、戸次鐵砲の流れに中り命を隕す。

管綜郷

和名抄、三潴郡管綜郷。○今詳ならず、訓亦知れずツツへとよむ歟、郡郷考にはクタへと曰へり、綜は和名抄に閇と訓し、管は古書ツツクタ二樣に訓む。

田家郡

和名抄、三潴郡田家郷。○今詳ならず、訓亦知れず田部に同しき歟、凡三潴郡の中、西牟田、城島、木佐木などの邊郷名を缺けば、其所歟と想はるれど、未だ徵を見ず。

西牟田

今西牟田村と曰ふ、九州軍記に、西牟田新助家親、又天正十二年、龍造寺家晴柳川城を出て、西牟田に陣すなど見ゆれば、亦一舊邑なり。西牟田の鎭守を三島明神と云ひ、伊豆國より西牟田氏之を勸請すと傳ふ、(然れども本國神名帳三潴郡三島神を載す、何ぞ勸請といはん)西牟田氏は伊豆彌次郎家綱入道行西の裔孫にて、行西、乾元元年此地に寶窟寺を建立す。

青木郷（アヲキ）　和名抄、三瀦郡青木郷。（今青木村存す、木室村江上村も此郷域ならん、城島の南にして、筑後川の東畔なり。

江上（エノカミ）　今江上村と云ふ、筑肥に江上氏あり、其故里なるべし、正覺雜亂志に　院宣六通、大友筑州（小貳、菊池、平戸、口田、三浦、い上、さあるい上も、江上にあらずや。

大角（オホツノ）　今横溝と合併し、大溝村と改む、江上の東に降る、大角大溝音相近く、大溝合戰と云ふ、大角の事にやとも說く者あり、肥前の蛙打を參考すべし、地形稍異なり。

平松川（ヒラマツ）　矢部川の流支にして、八女郡上妻村に起り、西流し福島水田を經て本郡に入り、木佐木の南を過ぎ、若津に至り筑後川に入る、長凡九里半、古へは此平松川以南の地、下妻郡鹿待郷に屬し、田宅も豐かならざりしに、中世以降、兵道兩嶼の變遷して大小の村落と爲り、若津柳河の近傍、今や民戶最殷盛とす、亦桑滄の感多し。

鹿待郷（カマチ）　和名抄、下妻郡鹿待郷。○今蒲池村存す、此地は東八女郡水田（ミヅタ）村に連り、本下妻郡の屬とす、蓋ふに往時矢部川の流末三角洲に鹿待（下妻郡）鷹尾（山門郡）二郷の外、民居なく、滿目蒼茫たる蕪澤なりけん、大略平松川を北限とし、筑後川を西限とし、瀬高川（中島川）を東限とし、筑紫海を南限とし、方二里半、今は柳河町大川町（若津）以下二十村、萬戸の煙を望見すべしと云ふ。

蒲池城址（カマチ）　今蒲池村に在り、柳河城址の北にして、一水を隔てて相望む、中世蒲池氏在名の故宅にして、天正の末年に其家亡ぶ。○肥陽軍記云、筑後國蒲池氏は、宇都宮彌三郎朝綱の末葉なり、初め宇都宮久則と云ひし人、鎭西に下向し、卽筑後に着して、蒲池の家を興し、鎭西八代、下筑後七千町を領し、國中の諸侍に親類多く、家富榮え、弓箭の名を落さず、しかるに天文の昔龍太守筑後に浪々ましくける時、鎭運の父鑑盛入道宗雪、憐み深く三年の間よろづなさけをかけ、剰へ御歸の時は、兵士三百人にて公を送り申されしかかし云々。○蒲池家譜云、嵯峨源氏、中納言行久四代の孫滿末、仁安三年肥前神崎庄司と爲り、其四代の孫久直、筑後蒲池庄地頭と爲る、久直の子行貞、薩州河邊郡黒島を賜ふ、行貞の曾孫久氏は、宇都宮某の猶子と爲り、藤原姓を稱す。

榎津（エノキツ）　今小保村、若津村、酒見村と合同し、大川（オホカハ）町と改む、戶數二千、筑後川の東岸、川口を泝る四海里に在り、筑紫海の要津にして、近年大坂神戶の定期航路を開く、長崎三池須等を經由し四日を以て到達すと云ふ、若津港を以て通稱とす。

（大川）

酒見（サカミ）　今大川町の大字たり、本國神名帳に、三瀦郡酒見東社同西社を載す、（酒見神は播州加西郡にもあり、參考すべし）蓋地方の舊邑とす。地鑑云、酒見村風浪宮、相傳此神者、大川過留山風浪將也、神功皇后征韓之時、定風浪之難、今按大善寺緣起考之、此神蓋磯良之類歟、及村內有攝取院寶琳寺二佛字、所藏古簡、有正安文保以下三十五通。

若津（ワカツ）　向島とも稱し、筑後川平松川之を圍繞し、卑低の地なり、寬曆の比より海船の寄泊する所と爲り、蘆荻を芟除し市巷を定む、此巷は柳河佐賀の二大邑近く接し、五六十町の距離に在り、久留米市は水程五里を隔つるのみ、其幹線鐵道は羽犬塚驛を過ぐるを以て、三里の距離に在り。○肥陽軍記に、掃津とあるは榎津の誤にや。

　　和歌津別人　　　　廣瀨　林外
逸者猶狂誰、行人心更遠、殷勤報舟子、柔櫓不抵緩、
惆悵岸上樹、已與蒹葭冠、

一木（ヒトツギ）　今川口村と改む、若津の南にして、筑後川口東畔の里なり、濱武村田口村は一木の東南に接し、江海の間に介在す。○肥陽軍記云、天文中、筑後蒲池鑑盛は、龍造寺公の浪々をあはれみ、むかひを堤津に遣はし、鍋島以下八十餘人を筑後國一木村に置く、宿の主は原野十郎兼俊と云者なり、天文廿一年、龍造寺の鴫打無思、肥前より迎舟を遣す、公御悅ましく、取物もとりあへず乘船して渡海し、榎津に着く、此所は杵島郡有馬領なれは、急ぎ漕返、及筑後へ逃れ給ふ。筑後川の海口は、肥筑の邑士相隣接し、文政二年、筑の漁民其漁場を爭ひて、肥人に殺さるるもの五人、兩國之を幕府に訴ふ、幕府裁定して、漁民の船額に符契を給し、海上に三本杭を建て、入漁場の區域を限定したり、（久留米小史）

山門郡

山門郡（ヤマト）　北は八女三瀦、東は八女、南は三池、西は筑紫海に至る、東南隅は微しく肥後玉名郡に觸接す。大抵矢部川下游の地を占め、東偏山峰ありと雖、其餘は平衍の田野なり。今面積五方里、人口八萬、三町廿一村に分ち、治所を柳河に置く。

續紀、慶雲四年、筑後國山門郡、許勢部形見等三人歸朝と載せ、和名抄、山門郡夜萬止と註し、五郷に分つ、柳河の邊は當時沼澤荒蕪の地のみ、山門は其名義八女津（ヤメツ）にやと疑はる。又山門縣の名あり、神功紀云「皇后擧兵擊羽白熊鷲、號其所曰安（ヤス）也、轉至山門縣（一本、山作小非）則誅土蜘蛛田油津（タブラツ）媛、時田油津媛兄夏羽（ナツハ）興軍而迎來、然聞其妹被誅而逃之。

柳河

筑後川下游左岸の大邑なり、矢部川の一支沖端川邑中を貫く、西南は海に至る三四十町許、東矢部川轄に至る二里、戸數三千五百、今柳川町、城内村、宮内村、川北村の四に分つ。近世立花氏十三萬石の城邑なりしが、廢藩後稍振はず、三柱神社(立花氏の祠宇なり)眞勝寺(眞宗を奉す文祿中立花氏創建僧休菩開基)福嚴寺(禪宗を奉す寛永中立花氏創建僧鐵文開基)等あり。凡柳河の四方二三里、一丘隴なし、水田溝渠、縱橫井々たり、殊に西北佐賀肥前の方面は、五六里の平遠を望むべし。

柳河城址

永祿年中、蒲池鑑盛始て之を築き、天正十五年、立花宗茂(初名統虎)更に修造す。宗茂庚子の役西軍に應し、奥州に徙され、棚倉一萬石を給せられしが、大坂の役、東軍に屬し戰功を樹て、舊封を復す、子孫世襲して明治維新に至る、城址は市街の南に在り、今又立花伯爵の館莊たり。○大友記云、筑後の蒲池は大友隨從の家にて、近江守鑑盛入道宗雪、大友の催促に隨て、嫡子鎭漣を差遣し、其身老耄なれば、遠陣かなひがたしとて出陣せず、鎭漣肥後國山鹿と云所まで行けるが、内々叛逆の企、露顯したりとて、山鹿より引返す、宗雪大きに怒て、白髮に甲を戴き柳川の陣を打立しが、其詞を違へず働き諸人に越、日向口に打死せり、天正八年筑後の國の守護として、隆信の實子家治を柳川の城に籠にけり、こゝに何者かしたりけん、柳川いでの橋といふ所の橋詰に札を立て、

柳川に鎭波かけてうつ時は終には龍の栖となる。

○柳河城は蒲池氏滅亡の後、數年肥前龍造寺氏の屬塞たり、九州軍記、天正十二年、大友勢柳河を攻むべしと僉議しけるが、果さずして坂東寺に勢を班むなど見ゆ。

沖端川

矢部川の一支、八女郡下妻と本郡本郷村の間に起り、西流二里、柳河町に至り南に屈折し、一里半にして海に入る、其河口を土俗沖端港と云ふ、即沖端村なり。

鷹尾郷

和名抄、山門郡鷹尾郷。○今鷹尾村存す、柳河町の東南一里餘、中島川(矢部川一支)の流末に在り、九州軍記に、天正十二年、大友勢田尻鑑種が持城高尾を乘破るとあるは此歟。

鹽塚

今鹽塚村存す、鷹尾郷の中なるべし。○肥陽軍記云、天正九年、龍造寺家より蒲池鎭漣を誅戮ありければ、鎭漣の弟統春は、鹽塚村に楯籠り、一矢射て腹切らんとす、田尻鑑種は鎭漣の伯父なれど力及はず、一族を召具して鹽塚村へ押寄ける間、統春は討死し、蒲池の正統爰にて絕はてける。

瀬高

今上瀬高下瀬高の二町に分つ、又上莊下莊と曰ふ、矢部の一支中島川を挾み、戸數一千、下筑後の名邑とす、幹線鐵道の車驛は、下瀬高の東に在り、矢部川停車場と曰ふ。

古今著聞集に、後徳大寺左大臣(實定)の大納言にておはせし頃、嘉應二年、彼家領筑紫瀬高庄の年貢積上りたりける船、惡風にあひ入海せんとしけるに、住吉神の冥助ありて、別事なく上京せる由、載す。○瀬高西方寺は、眞宗、僧慶信開基、天正十六年、立花宗茂の建立と傳ふ。

中島川

矢部川の一支にして、瀬高の北、本郷村に起り、南流江浦港に注ぐ、長三里、中島村は川口右岸に在り、今有明村と改む、江浦村は其左岸にして、三池郡に屬す、此港灣を中島港と云ふ。

山門郷

和名抄、山門郡山門郷。○今清水村大字山門存す、是なるべし、本郷村太上村も此屬域にや。

(清水)

清水山は清水村大字本吉に屬す、山下に清水寺あり、寺領三百六十石、觀音を奉安し、殿閣層塔參差たり、相傳ふ、大同元年の創基にして、田中吉政之を再興したる者と、此峰柳河東方の望標たり。

(女山)

女山壘石址○土俗神籠石と稱し、清水觀音堂の北なる山谷數町の間に置石の遺れるあり、(自然の粒石塊石を積み、線狀に布置す)、大畧高良山の遺跡に比すべしと云ふ。

大神郷

和名抄、山門郡大神郷。○今小川村に大字大神あり、山門郷の南に接す、此邊の舊名なるべし。

(小川)

字佐大鏡に「筑後國小河庄、一圓不輸本庄司二十町、松延三十町、園半不輸八十町、件庄、康和年中、庄司大藏季遠國狀云、本庄大善寺御位田也、於松延名田者、公基之私領也、讓與女子之間、大宮司公通買得之云々、又上妻郡小河庄、三潴庄、一所若宮敷地、一所南北加利園、一所同北垣」ともあれど、同書治安三年官符に

田參拾肆町　生葉郡小家御庄十五町、山門郡小河庄十四町、御深御庄六町、

桑園一所、在河西字加田久江園、四至東限古河、南限北限弁政則朝臣所領垣、西限下道、一所在上妻郡三深、一所在同郡内宮野村、一所在同郡奴山、

とあれば、小河は山門郡小川村たるべし、御深宮野等は今詳にし難し。

草壁郷

和名抄、山門郡草壁郷。○今詳ならず、日下部と訓む、本郡には瀬高町、又富原村の邊、郷名を缺く、其地歟。

大江郷

和名抄、山門郡大江郷。○今詳ならず、小川村に大江の大字存すれど、地域大神と重複すれば、此には非ず。

狩道

(海津)

古驛名なり、今竹海村大字海津にや、延喜式に據れば、筑後府より葛野(上妻驛家)を經て、狩道に至り、肥後國大水驛に向ふ、大水は今玉名郡南關にあたれば、狩道は山門郡原町驛の邊に外ならず、海津の古驛蹟し、近世其東に原驛起りし者に似たり、海津原町共に大

瀬高の東方なり。

富原（トミハル）　又原町村と云ふ、瀬高の東南一里半、肥後南關に向ふ街路にあたる、今富原村と日ふ萬里小路村を併て、山門二里にして南關に至る。

萬里小路（マデノコウヂ）（北關）　原町村の南一里、北關を萬里小路とも云ふ、今定めて村名と爲す、往古萬里小路某卿と號せる京客の閑栖と傳ふ、肥後國志に南關北關の間を大津山（又大木山）と呼び、古歌に萬里森松風關と詠ぜるは此地とぞ、萬里小路は萬里關の義にて、其山麓の稱ならん。

肥後の國萬里の森より西にあるたつの瀬川や松風の關。

國司退落之時、令合戰雨横守惟雄、坂梨子兵庫助惟數等、爲代官致軍忠之條、神妙候、將軍宮御氣色、執達如件

正平六年十月四日　　勘解由次官

[illegible]筑後守殿（阿蘇文書）

三池郡

三池郡（ミイケ）　山門郡の南にして、西は海灣に臨み、自餘二面は肥後玉名郡に交界し、面積四方里、今人口五萬六千、二町十二村に分ち、郡治は三池町に在り。三池は三毛（ミケ）の義なり、中世已に三池の名字あれど、尚兩名并行す、元祿國に定めて三池郡と爲す。○和名抄、三毛郡三郷を管し、四郷に分つ。古風土記逸文（釋紀所引）

（三毛郡）云、三毛郡、昔者楝木（棟木）一株生於郡家南、其高九百七十丈、朝日之影、蔽肥前國藤津郡多良之峰、暮日之影、

（御木國）蔽肥後山鹿郡荒爪之山、因曰御木國、人號曰三毛、今以爲郡名し、今按に、此楝木は櫟木、卽擬化植物に熟字とての想像にして、古書に其例多し、景行紀に御木（ミケ）の棟橋の義あれば、當時濠出浅瀬の、橋梁状のものの在りしにや、御木と云ふは、卽假村の舊名なりけん。（慶長二年、道家處分記云、筑後國三毛山門莊、件所雖行朝臣、以相傳支書、藻壁門院御時、宣旨、又寛成官旨等、而以別符爲八條院古支書、安嘉門院令旨、[illegible]赤有有譚也。

飯江（ハエ）　今飯江村と曰ふ、山門郡富原村の西南に接す、一水北國（山門郡）より發し、北流一里半、此村を貫き西に折れ、二里半にして中島川に入る、之を飯江川と呼ぶ。

田尻（タジリ）　今岩津村と合同し岩田と改む、飯江の西に接す、北肥戰志に、博多籠城の時、田尻三郎種重あり、原田の一族に似たり、永祿天正中、筑後武士に田尻氏あるは、皆此一黨なりけん、初め大友氏に屬し、後龍造寺氏に歸し、其邑を失ふ。

筑後田尻の城主も、龍造寺を背て薩州の旗下となる、天正十年より島津龍造寺鉾楯に及び、合戰を企つ、同年冬山城守隆信、田尻表へ出陣、此旨を薩州より田尻へ加勢を指向、此勢高來の島へ押渡り、地其邑の城を攻落す、然れども龍造寺陣を不退故に、高來より又人數を出し、同國ひらくれの城を攻落す、彼の城隆信の味方たるがゆゑなり、されども重壕を限て、皆肥前の方人たるゆゑ、早速の功難成、薩兵是よりかへりぬ。（島津家譜）

江浦（エノウラ）　田尻の西にして、中島川（瀬高川）の河口に當る、今江浦村と曰ふ、小港灣を成し、民戸多し、戰國の頃、田尻鑑種の城塞ありき、

肥陽軍記云、田尻鑑種は龍造寺家へ降參しけるが、天正九年、龍造寺滅亡、人の上にあらずと思ひけるにや、叛逆して鷹尾江浦堀切の城をきびしく修理して籠りたり、鍋島信生公柳川にましくて、田尻を押へ給ふと雖、田尻は先年より島津に通じければ、十一年の正月、薩摩勢田尻に入る、此年薩摩勢と大友方の合戰あり、信生公其つひえに乘じ、田尻に取かけ、鑑種刀盡て降を乞ひ、肥前に退去し、一向に家臣となる。

楠田（クスダ）（渡瀬）　飯江田尻の南にして、今二川（フタカハ）村と改む、楠田の西に在る渡瀬（ワタセ）道の停車場あり、渡瀬と曰ふ、渡瀬の西なる大牟新開の地を、開村と號す、其域其西南方に斗出し、江浦灣の南を屏障す。○渡瀬驛は矢部川（瀬高）大牟田（三池）の間とす。

手鎌（テカマ）（甘木）　今手鎌村と曰ふ、唐船甘木等の大字あり、三池市街の西にして海に臨む、鎮西要略に「建長二年、上總國御家人深堀左衛門尉能仲、爲永久之戰功賞、賜筑後國甘木村東西、并深浦村地頭職、陽將軍賴嗣公下文、甘木深浦在三池莊北邊」と述ぶ、深浦と云ふは此邊の地名ならん。

三池（ミイケ）　今三池町と曰ふ、手鎌大牟田の東にして、人口六千、山岡に倚る、其東山を踰ゆれば、肥後南關（玉名郡）に至るべし。此邑は中世在名字家の居れる所にして、天正十五年、豐臣氏高橋主膳正直次を封ず、慶長五年、直次西軍に應じ、本封一萬石を除せられ、常陸國柿岡に移され、宗家立花の氏號を冒す、元和七年、子種次宗家に隨て、故封三池に還り、一萬石を食す、文化二年、種周封を奥州下手渡（シモテド）に移さる、今其舘址并に紹運寺を遺す。紹運寺は其祖高橋三河守鎮種の菩提所にして、直次之を建つ、鎮種の長子は卽立花宗茂にして、直次は次子とす、初名統増。

三池は永和年中劍工光世居り、善く刀を作る、之を三池鍛冶と稱す、一書云、光世は法名にして、諱を元眞と云ひ、永保中の人と、[illegible]國の比には三池典太と號する劍工あり、（典太或は傳田又典田に作り家名とす）正國、正定、次信、實世、斷久等數人なり。（中世三池氏あり、中原

(今山)(三池城址)

親能の曾孫にて、尊府の家人たり、永祿中、三池河内守親員、同上野介鎮員、三池今山城に居る由、一書に見ゆ、其後豊臣氏内征の時、失邑せしならん。太宰管内志云、景行天皇行宮址、在三池郡大間村内、按大間村中、有三池氏城址、今爲圃、々間有稱居址、不作地少許、謂此邊歟、三池系圖云、掃部頭藤原親能、子攝津守師員、爲筑後領三池郡、爲三池氏。肥後國志云、竹迫系圖に曰く、中原親能は、三池地頭職を賜はり、其四世孫貞房、本所に來住し、其子孫三池氏と稱す、元亨四年、三池入道道覺所領還分案に、三池南郷云々、竹野東郷、得同金丸兩名云々など見ゆ。○新撰會津風土記、三池文書云、

肥後國鹿子木西莊下村地頭、安藝木工助定時申、井芹村名主越前房永秀等、給各別安堵御下文、不從所勘由事、訴狀遣候、早相尋子細、可令注進之狀、依仰執達、如件

建治元年八月十四日　武藏守　花押
相模守　花押

太宰少貳殿

安藝宗時、卽三池入道なり、

御用心之間、相催一族可被致警固也、仍執達如件

正慶二年五月七日　修理亮　花押

三池木工助入道殿

又建武三年、三池入道善(一作道喜)より助太郎貞元への讓狀に、

筑後國三池南郷惣領分
同國竹野新莊　得重　金丸　兩名
肥前國大村太郎訟所領
土佐國田村郷新恩筏下地頭職

同四年の安堵狀には、以上の外に肥後國六ケ庄内鯰郷あり、又同三年足利尊氏恩賞狀には、大村太郎跡の外に、筑前國富永莊あり、又正和二年貞和七年の狀によれば、肥後國久米郷四方士村も三池氏の傳領地とす、至德二年に至り、新に肥後國伊倉北方地頭職を給與せらるしこと見ゆ、又

雜訴決斷所下　安藝六郎入道貞家所

筑後國三池庄南郷地頭職事、

右件地頭職、任近衞前宰相中將家之去四月十四日和與狀、宜令中分領知也、曾不可有違越之狀、下知如件

建武二年八月八日　（連署之名略）。

高田行宮址

景行紀云、天皇到筑紫後國御木、居於高田行宮、時有僵樹、長九百七十丈焉、百寮蹈其樹、而往來、時人歌曰

あさしもの御木のさをはしまへつきみいわたらすも御木のさをはし

天皇問之曰、是何樹也、有一老夫曰、是樹者歷木也、嘗未僵之先、當朝日暉、則隱杵島山、當夕日暉、覆阿蘇山也、天皇曰、是樹者神木、故是國宜號御木國。釋紀所引、筑後國風土記云、三毛郡昔者楝木、一株生於郡家南、其高九百七十丈。○按木葉云、三池郡高泉村にて、今も其土中より、まれ／＼出る埋木あり、其質誠に堅實にして、木理烏木にたがはず、又其地に御行橋と唱ふる所あるを思ふに、高泉は卽古の高田の訛れるにやあらむ。○行宮址今詳ならず、三池町の南なる欅木今山など唱ふる所は、三池城及紹運寺高泉などの廣地なれば、此なるべし。

三池炭田

三池町の南、三池山の西を炭坑とす、今三井氏採掘の業にあたり、年額十一億萬斤と曰ふ。地學雜志云、三池炭田(三千餘町歩)八尺及六尺の二層あり、水準下千五百尺迄の炭量、一億五千萬噸に餘れり、此炭田は我國第一の大炭田にして、百般の設備悉く完備し、將來最も屬望すべきものなり、唯其炭質粘結甚しきを以て、此特性を利用せざる普通の燃料としては、稍其使用に苦まん、且硫黄を含むこと少量ならざるを以て、製鐵及鎔鐵用に使用すること能はざるの憾あるのみ、而して此炭田至難の業は排水なり、上盤の地層砂石なるを以て雨水を透過す、而も現況を以て考ふるに、一箇年七十萬噸を産出し得るといふ。○三池の採炭は、寬永の比初めて之を試みしも果さず、其採炭業の政府に歸せるは明治六年にて、明治九年に至り採掘方法を改正す、卽汽機排水を裝置する等、專ら西洋の方法に則り、又其運輸に於ては、坑外車道自轉車等を設置し、河渠を構鑿し、水門及搭載場を建設し、大牟田の海底を浚渫す、明治十一年に至り略ぼ竣功し、坑業運輸兩ながら一時に面目を改めたり、既にして集治監を此地に置き、其囚徒を以て採炭の役に從はしむ、近時官業の不利なるを見て、之を三井氏の經營に附し、鐵道を布き航路を開き、專ら利源を疏導せしむと云ふ、此地從前瀕海の寒邑なりしが今や人口三萬、殷賑の色を爲る。

大牟田

今大牟田町と曰ふ、三池の西に接し海に臨む、運炭船の泊所にして、長崎并に上海等に定期航あり、又幹線鐵道の車驛たり、人口一萬三千、近年採炭以降、勃興の市邑なり。

米生鄉

和名抄、三毛郡米生郷。○今早米村、玉川村、川尻村等なるべし、大字東米生、西米生存す。大牟田の南にして、諏訪川の北岸なり、此邊は土俗早米木と呼べる郷なり。

諏訪川

肥後國玉名郡南關に發し、關川とも曰ふ、西南流又西流、凡四里にして筑紫海に入る、三池玉名の郡界は、此水の左右に交互し、其形狀諧はず。

十市鄉

和名抄、三毛郡十市郷。○今詳ならず、十市は和州に同名あり。

日奉鄉

和名抄、三毛郡日奉郷。○今詳ならず、日奉は敏達紀に「詔置日祀部」とありて、姓氏錄には日奉連と稱する一氏あり、日祀と云事は「後漢書宗

紀、陰日氾之法、省録終之遭」を載せ、日夕の妖祖の事を禁ず、本朝にても同義なりしにやと一書に見ゆ。

砥上郷（トカミ）和名抄、三毛郡砥上郷。○今詳ならず、訓は止加美にや。

小廣田（ヲヒロタ）今詳ならず、宇佐大鏡に「筑後國三毛郡、本庄絵本十五町六反、小廣田卅條町、起請田十四町五反卅代、加地子稻二百九十一束二把、國半不輸」とあり、當時の神領たり、治安三年官符、

荒園一所在三毛郡、四至、東限山、南限山田御寺、西限海、北限山之部末水山本、

ともあり。

肥前國

肥前國（ヒゼン）九州の西北部にして、東は筑前筑後と疆土を接す、南北凡二百八十方里、屬島多し、其面積亦六十方里に近し、今十四郡(外に長崎佐賀二市あり)に分ち、長崎佐賀の二縣治に屬す。本州の地勢たる、海灣浮入して、幾多の地段を爲し、其狀山島を連絡して、州土を成す者に似たり、形錯雜を極む。大略を以て之を區分せば、佐賀方面を東肥前とし、其西北を松浦とし、其西南杵島以西を西肥前とすべし。

和名抄、肥前を比乃三知乃久知と訓し、延喜式、上遠國管十一郡と注す、日本書紀にも火前國松浦縣と載す。按に本州は肥後と土壤を接せず、唯海灣を隔て、相望むのみ、肥後は古への火國なれど、肥前は火國の域内に非ず、蓋國郡制置の日、火國火海の西隣なるを以て、推して火前（ヒノミチノクチ）の號を命ずるのみ、火海は今筑紫海又前海（マヘウミ）と云ふ。○國造本紀に據れば松津末羅葛津立の三國は本州の舊域とす、末羅は今松浦四郡たること明白なり、葛津立は蓋葛津等の誤ならん、即杵島以西の西肥前なるべし、松津は恐誤ふべし(乎津の誤にや、佐嘉郡に小津郷の名見ゆ)即東肥前の地に擬すべきにや、一說杵（キ）肆なりと云ふ、亦東肥前とす。○肥前は古風土記の殘缺世に傳ふ、徵古の基礎とするに足る。

歲癸卯、肥州道中　　僧　即非

沃野二百里、脩途半是松、憶君一舉首、疊嶂幾千重、

佐賀路上　　廣瀨　旭莊

百里平原綠接天、麥田纔過又桑田、行人終日難撈渇、唯有泥池不見川、

肥前道上　　廣瀨　淡窓

長道平如砥、頻年此往還、際中唯有樹、到底欲無山、歸意斜陽外、春入芳草間、湯佃似相待、杳杳靄膝顏、

筑紫海（ツクシ）(前海) 又筑紫潟（ツクシカタ）と云ふ、方俗專ら前海（マヘウミ）と呼ぶ、肥前筑後肥後の三州間に深入する、一大內海にして、早埼瀨戸并に天草諸島間の狹水道を以て、其門戸とす。千年川、矢部川、菊池川、白川、綠川の諸水之に注歸す。筑紫海の南部を島原海灣(島原半島と肥後陸岸並に天草島の間)と稱し、又西偏に諫早（イサハヤ）の一支灣あり。○前海の航路は早埼海峽を以て出入の口と爲す、西岸には口之津、島原、北岸には若津、大牟田(三池)東岸には長洲、百貫、南岸には三角、本度等を港泊とす。○前海は或は有明沖（アリアケノオキ）と稱す、夏月夜黑きにあたり、波上に燐光の發するを見る、俗に千燈籠と云ふ、八代橋の不知火と同一の奇觀なり。萬葉集に「白縫筑紫」又は「斯良農比筑紫の國」の語あり、昔或は海上に不知火（シラヌヒ）の燃ゆるに依りて、起れるなるべしとも云ふ、其海の西方葛津松浦等をも火前國と命名せられしは、亦之に因る歟、近世の文士火海（ヒノウミ）の字面を採べり。(火海)

不知火　　雪川

紫瀾幾火不知名、月暗風秋闇處、長想六鼇西幸夜、群鯨誘路萬燈迎、

三養基郡

三養基郡（ミヤキ）明治二十九年、三根、養父、基肆の三郡を廢し、其區域を以て更に三養基郡と命名す、即十一村に分ち、郡治は轟木村に置かる。此地方は土俗東肥前と呼び、鐵道は筑前原田より基山を踰え、田代鳥栖中原を經て西に馳す、其熊本に向ふものは、鳥栖より分岐し、直に筑後川を橫絶し、久留米に入る。

○太宰管內志云、近國の俗、基肆養父の二郡を常にキヤブと唱へ、二郡の內一萬石は對馬の島主宗氏の領地なり、其土狹しと雖、官道ありて便利多し。

基肆郡（キイ）(基肆國) 明治二十九年廢し、其舊域は三養基郡に入る、肥前國東陲の小郡にして、地勢全く筑前筑後の境域に挾まれ、筑後川の右岸三井郡に接す、北界に基（キ）山あり、筑紫郡に跨る。○和名抄、基肆郡木伊と注し五郷に分つ。肥前風土記云、基肆郡、郷陸所、里十七、驛壹所小路、昔者纏向日代宮御宇景行天皇巡狩之時、御筑紫國御井郡高羅（カウラ）之行宮、遊覽國內、霧覆基肄之山、天皇勅曰、彼國可謂霧之國、後人改號基肄國、今以爲郡名 ○基肄城(又記椽城)の事は本編之を筑紫郡に繫けたり、類聚國史云、弘仁四年、太宰府言、肥前國司解偁、基肄團校尉貞弓等、去二月二十九日、新羅人一百十人、駕五艘船着小近島、與土民相戰、即打殺九人、捕獲一百

(杵肄國)

一人」と、これは基肄城即軍團なりしにや如何。

此基肄の名は、太宰府警備の城柵を起されてより、其山に城山の名を附け、やがて國名郡名にも移れるにはあらず、風土記の趣に依るも、猶久き名なり、國造本紀に

松津國造、難波高津朝御世、物部連祖、伊香色雄命孫、金弓連定賜國造

とあるを、古人已に松津は誤れり、杵肄なるべしと云へり、今按に金弓連は天孫本紀の物部系譜に田井連佐比連等祖とありて、國造の事は載せずと雖、風土記に據り杵肄と擬定するも妨なし、即肥前の舊名也。

基肄郷（キ）

(基山)

和名抄、基肄郡基肄郷。(今基山村の南側、大字小倉、木山口などの地なるべし、延喜式に基肄驛馬十疋とありて、筑前大宰府より之に通じ、筑後并に肥前國府に向へる者のごとし、地形相合ふ、山驛の事は筑前に詳にす)

川上郷（カハカミ）

(園部)

和名抄、基肄郡川上郷。(今基山村の西偏、大字宮浦園部などにや、即基山の麓にて、川上と號すべき地なり。(高山寺本之を缺けり)

肥陽軍記云、天文の初年、九州探題澁川刑部少輔義長、近年威勢衰へて、園部に在けるが、朝日山の城に入り、少貳[illegible]の味方として、大内勢を防ぎ戰けるを、山浦城主[illegible]門強く責めて、義長父子三人一所に戰死し、朝日山落去す、天文三年正月の事なり。(地志提要云、明應九年、澁川教直の孫[illegible]に據し、綾部城(基肄郡)に居る、少貳資元(政資の子)大友政親の婿となり恢復を圖り、遂に義興と和し肥州守に任ず、天文の初、澁川義長(尹繁の子)園部城(基肄郡)に居り、資元と相合し、大内氏と戰ひ、義長戰死し、資元和を請ず、澁川探題氏亡ぶ。

荒穗神社（アラホ） 今基山村大字宮浦に在り、三代實錄、肥前國荒穗神授位の事見え、延喜式、基肄郡に列す。

(宮浦)

太宰管内志云、荒穗神は昔記夷山(今號中山の西峯)に在りしを、後世其山下に移したりとも云ふ、風土記に筑後國と筑前國の間なる城に、荒猛神ありし由を載せしは、即荒穗神の事にて、其城とは記夷山を云へりと聞こゆ、かくて其筑紫君の祭りしは、筑前の筑紫神社にて、肥君の祭りしは、此荒穗神社なるべし。

長吉郷（ナガヨ）

(永世神社)

和名抄、基肄郡長谷郷。(按に和名抄長谷は長吉の誤なるべし、今田代村大字永吉存ず、蓋是なり、其北に接する長野(今基山村大字)も本郷の屬なるべし) 永世神社在り（ナガヨ）。(神祇志料云、長岡神社今永吉村に在り、永世神社と云(俗に[illegible])、九國官社錄」昔景行天皇高良行宮より還幸して、酒殿泉の邊に御食し給ふ時、御具の甲鎧光明常に異なりき、仍て占問せ給ふに、卜部殖坂奏しつらく、此地に神あり甚く御鎧を欲すと申しき、天皇宣はく、實に然る事あらば、神社に納め奉らむ、永世の財と爲よと宣へり、因て永世社と云ひしを、後人改を長岡社と云、其鎧甲今猶在り、(肥前國風土記)

山田郷（ヤマダ）

和名抄、基肄郡山田郷。○今田代村なるべし、長吉郷の南にして、姫社郷の北なり。

田代途中、懷京師諸友、　靜區

中途不可望、徂徠夕陽時、風志風霜苦、羈[illegible]歲月馳、天涯遠不盡、山入眼中[illegible]、鄕老知何事、萬[illegible]奈有期。驛馬高原路、酒[illegible]一清尊、[illegible]秋[illegible]潤、殘斷暮山[illegible]、白日嗟衣短、青霄嘆志違、相思無所寄、空望遠雲過。

田代（タシロ）

今田代村と云ふ、小驛市なり、鐵道停車場あり、原田驛(筑紫郡)を去る五哩、佐賀市を去る十七哩。

明治七年二月、佐賀士族亂を作す、官軍來討、十九日茨木少佐一大隊を率ゐ、田代に向ふ、厚東少佐半大隊を以て間道を取り、萩原平等寺より基山を踰え、田代に進む、野津少將之を續ぶ、廿二日官軍田代を發し、暴徒の防禦線朝日山を攻撃す。

姫社郷（ヒメコソ）

和名抄、基肄郡姫社郷。○今基里村なるべし、大字姫方存す、姫社を姫方ともいふ事、其故を知らず。

(山途川)

風土記云、姫社郷、此郷之中、有川、名曰山途川、其源出郡北山、南流而會御井大川、昔者此川之西、有荒神、行路之人、多被殺害、半凌半殺、于時卜求祟由、兆云、令筑前國宗像郡人珂是古、祭吾社、若合願者、不起荒心、覓珂是古、令祭神社、珂是古即捧幡祈禱云、誠有欲吾祀者、此幡順風飛、往墮願吾之神邊、使即擧幡、順風放遣、于時其幡飛往、墮於御原郡姫社之社、更還飛來落此山途川邊之田村、珂是古自知神之在家、其夜夢見、臥機(謂久都毘枳)絡垜(謂多々利)儛遊出來、壓驚珂是古、於是知織女神、即立社祭之、自爾已來、行路之人、不被殺害、因曰姫社、今以爲郷名。(按に山途川は今酒井川と云ふ、基山に發し、南流三里、基里村大字酒井に至り、筑後川に入る、御原郡姫社と云ふは詳ならず、舊三根郡蓮部郷[illegible]原に姫方の字あれば、御原は御根の誤にや、又基肄の姫方には、八幡神社あれど、織女神を祭らず、疑はくは其八幡は織女の舊祠を轉したるにあらずや、尙筑後國三原郡大崎を參考すべし。(筑前宗像郡にも織幡神社あり)

(酒井)

(姫方)

風土記に「基肄郡酒殿泉(在郡東)此泉之水、季秋九月始變白色、味酸氣臭、不能喫飲、孟春正月、變而清冷、人始飲喫、因曰酒井泉、後改曰酒殿泉」とあり、殿と云は後世に故有て殿を立てたるなどにて、負せたるなるべし、今飯田村にしげぬおといふ井あり、酒井村はしげぬおより七八丁ばかり、たつみの方にあり。(太宰管内志)この飯田、酒井、今並に基里村の大字と爲る。

(飯田)

養父郡

明治二十九年廢し、其舊域は三養基郡に入る、基肄郡の西に並び、亦小郡なりき、和名抄養父郡四郷に分つ。風土記云、養父郡、郷肆所、里一十二、烽壹所、昔者日代宮御宇天皇、巡狩之時、此郡佰姓、擧部參集、御狗出而吠之、於此有一産婦臨見、御狗即吠止、因曰犬聲止國、今訛謂養父郡。○按に養父は但馬にも同名ありて、豚澤の義なるべし、犬聲止國と云ふは、附會の談のみ、後世郡界混亂し、三根郡の地をも籠めたり。

鳥栖郷

(轟木)

和名抄、養父郡鳥栖郷、訓止須。○今轟木村と改む、大字鳥栖存す、田代驛の西に接し、九州鐵道線道と、肥前線此に於て岐分す、鳥栖驛と稱し、久留米市に至る四哩、佐賀市に至る十五哩とす。

風土記云、鳥樔郷、在郡東、昔者輕嶋明宮御宇(應神)譽田天皇之世、造鳥屋於此郷、取聚雜鳥養馴、貢上朝廷、因曰鳥屋郷、後人改曰鳥樔郷。

養父郷

(山浦)

和名抄、養父郡養父郷。○今麓村なるべし、大字牛原の東に養父の字を遺す、此郷は鳥栖の西北にして、古の郡家なり。○太宰府大鳥居文書、觀應元年一色道猷宛行状、

肥前國鳥屋村内田地[illegible]町、岩光七郎跡
同國山浦村内田地伍町、除水天寺寄進以下

山浦は今麓村の大字にのこる、肥陽軍記に東肥前山浦城と見ゆ。○神祇志料云、東屋明神、今養父郡牛原の東屋に在り、盖日本武尊を祭る、延喜廿年授位の事、類聚符宣鈔に見ゆ。宗像神社文書に「氏神春日大明神、東屋六所權現、天滿大自在天神、御同[illegible]、於自可維崇者也、仍押書之如件、天正六年六月、宗像氏貞[illegible]、筑紫次郎鎭恒」とあり、扶桑記抄に「肥前田代宿より北に、東非權現の社あり、唐玄宗皇帝を祭る、其峯に揚貴妃が石像と云物あり、又石牛石舟など云物なり」とあり、四養父郡牛原村の内四阿屋にあり、社未に向へり、日本武尊を祀る。(太宰管内志)

(牛原)(東屋)

狹山郷

(精川)

和名抄、養父郡狹山郷。○今旭村にや、風土記云、狹山郷、在郡南、昔者日代宮御宇天皇、行幸之時、在此山行宮、徘徊遙四方分明、因曰分明村、今謂佐夜氣志、今謂狹山郷。按に佐夜氣を狹山に訛ると云ふは疑はしと雖、此地精川の一水あり、志貝氣は其佐夜氣の訛にあらずや。

大内氏實錄云、明應六年三月大内義興の兵、肥前國朝日城を攻め、廿三日之を拔く、七年八月廿七日、先是敵兵探題を綾部に圍むを以て、援軍として仁保左近將監護郷を差遣せしが、本日基肄養父兩郡に合戰し、敵兵を破る、(古文書)九月十七日、護郷等基肄養父に敗れし敵兵の三根郡に遁り、中野に要害を構へて據れるを擊破す。(古文書)

(朝日山)

朝日山は郡の北界九千部山の南尾にして、[illegible]二里、筑後川に至る、本朝高僧傳に、僧[illegible]安肥前國朝日山安國寺に受法したること見ゆ、又此地にや、中世朝日氏之に據り、本郡の土豪たり。明治七年二月の亂に、佐賀士族黨を旭山に起し、官軍を拒ぐ、廿二日、官軍田代及び山浦(麓村大字)二道より進攻し、之を陷る、暴徒潰奔、遂に大敗す、

屋田郷

(高田)

和名抄、養父郡屋田郷。○今詳ならず、太宰管内志にはオクタとよみ、今麓村の南偏高田の邊の舊名と論ぜり、高田は久留米市街と大江(千年川)を隔てゝ相望む、風土記の日理郷御井川(千年川の舊名)と云ふに地形合ふ。

(日理)

風土記に「養父郡日理郷、在郡南、昔者筑後國御井川、渡渉汎廣、人畜難渡、於茲日代宮御宇天皇、巡狩之時、就生葉山、爲船山、就高羅山、爲梶山、造備船、漕渡人物、因曰亘理郷」とあり、亘は和多利とよむべし、即和名抄に養父郡屋田に當る事なり、今も[illegible]田村なれ、さて御井川の古渡は屋田高田兩村の間をへて、千年八幡の前を流れたり、其川南流して遂に古渡離れたりと云ふ(太宰管内志)

三根郡

明治二十九年廢し、其舊域は三養基郡に入る、養父の西、神埼の東なる小郡なりき、和名抄に三根郡七郷に分ち、半[illegible]。風土記云、三根郡、郷陸所、里十七、驛一所小路、昔者此郡與神埼郡合爲一郡、然海部直鳥、請分三根郡、即以神埼郡三根村之名、以爲郡名。而て續紀に[illegible]村主寄、將[illegible]所獻一龜、則於筑紫、[illegible]死、別本云、[illegible]以筑紫三根縣主[illegible]賊犬所齧死、とあれば、神埼も本來三根郡の境内とす。

(□)

漢部

又綾部に作る、漢部郷は風土記に見ゆ、曰く昔者來目皇子、(爲征伐新羅)、勒忍海漢人、將來居此村、令造兵器、因曰漢部郷。和名抄、財部千栗二郷の地にして、今の中原村是なり、綾部、綿方、蓑原、寒川等の字あり、肥後國弘安圖田帳に「遠見郡下倉成名十六町、肥前國御家人、綾部小次郎道明跡」と見ゆるは此地の舊姓歟、近世は此邊養父郡の所管としたり。

綾部城址

今中原村大字[illegible]原に屬す、中世筑紫探題諸氏の居館とす。肥陽古實記云、漢部城在綾部村、文和年間、探題一色氏居城、應安四年、今川伊豫守貞世代任探題、以此城爲支城、居于仲秋、應永之初、澁川滿頼代今川、來居于此、赤星近江守來攻、滿頼退于博多、[illegible]、應永二十五年、其子義俊任探題、來居于此、改名滿直。○海東諸國記云、己卯歲、源義直、遣使來朝、書稱九州府探題、或稱管西[illegible]度使、或稱九州府、或稱九州都督、或稱九州都元帥右武衞、或稱九州都督府探題、或只稱武衞、或稱九州總管領、前後所稱不一、西國人稱武衞殿、居肥前州[illegible]、地有小城、在博多南十五里、民居一千餘

戸、正兵二百五十餘、總治九州之兵。○鎭西要畧云、綾部四郎太夫通俊、賀瀬新太夫通宗、奥州陣入神妙之御感色、早可用肥前國第一之御家人、雖有科罪、三箇度可有御免、云々、私曰東鑑等書無有見、雖然其御判書炳焉、爲平盛時(號氏部丞鎌倉奉行)之養、當伊豆藤内矣。又云、探題澁川滿頼、爲征少貳千葉、帥筑前之師、而發向于肥前州、相對於少貳千葉、而挑戰累日、

肥前國住人、惠利遠江守氏利申軍忠之事、鎭西御向以後、自最前屬御手、博多仁山、高良山綾部、於此所所、宿直警固仕畢、就中爲少貳退治、去四月廿二日、小城御越之時、供奉仕、同七月十六日千布御越、同十八日綾部御陣、同廿日火礙御陣、去八月廿五日神埼御陣、同廿六日牛原御陣、九月十一日大保御陣、同十三日賀瀬御合戰(以下畧之)

應永五年十月日

八年、菊池赤星少貳之徒蜂起、而攻探題、圍綾部城、九年、探題與赤星、相戰於肥前坊所、探題軍敗、其屬士綾部愛鶴丸、豆谷掃部助等、數輩討死、探題入綾部城、赤星畧神崎三根郡、而居千栗、以稱菊池守護代、十二年、赤星攻陷綾部城、探題滿頼引部于筑前、正長元年、滿頼之猶子滿直、揚旗于筑前鳥飼城、永享六年、滿直至於神崎陣、是歲菊池大内相和平焉、滿直之兒萬壽丸、補探題、改名教直。○肥陽軍記云、明應中、少貳政資父子大内に攻められ、共に切腹す、其幼子十歲なるを、東肥前の馬場横岳二氏、綾部にかくし置き、後成長して資元と曰ふ、資元は大友家の婿と爲り、宗對馬守につきて、將軍家に訴訟しければ、義植公御許容ありて肥前守になし給ふ、大永の末に至り、筑紫尚門、朝日頼貫、大内の代官杉與連に談じ、享祿三年の秋、杉太宰府より一萬餘騎を以て東肥前へ亂入す、此時資元は多久に隱居し、新少貳冬尚は綾部城を守られけるが、馬場、横岳、武藤、出雲等を催し之を拒ぐ、冬尚退きて神埼に陣し、龍造寺鍋島の加勢により、遂に田傳村に勝利の一戰をなす、朝日筑紫の二將戰死し、大内少貳之方和平になる。

中野城址○此城は綾部附近にて、今の中原驛にやあらん。肥陽軍記云、三根郡中野の城主、馬場肥前守鑑周は、龍造寺家純の三女を迎へ、嫡子六郎政員の婦とす、馬場氏は少貳の一族にして、横岳武藤出雲等皆一統なり、鑑周、天文十四年龍造寺一門を討取りしが、間なく逆討にあひ、其子鑑周、永祿二年隆信に降伏す。

鎭西要畧に朝隈城烏帽子岳と云へる探題の居城見ゆ、赤綾部附近の一要害と見ゆれど、其地を詳にせず、曰、文和二年、一色探題直氏弟、右馬權頭範光、爲肥州之守護、與朝隈城、菊池以下官軍、於肥前三根郡千栗、與範光相戰、不決、範光堅守船隈、二月二日、探題直與菊池武光、於筑前國針摺合戰、直氏敗退肥前綾部城、赤築城於勢福寺、七月二日、菊池赤星伐綾部城、綾部新次郎幸依、香田立石等、援探題、菊池不克而退、又曰、應安五年二月、今川伊豫守貞世、在肥前烏帽子岳、官軍襲烏帽子岳陣、不克、於柏岳高宮佐野所々合戰、四月、貞世會少貳右衛門佐賴泰于佐賀、攻本營横大將宮方、貞世陣綾部、賴泰屯西島。(今南茂安村大字西島)

(西島)

九千部山(クセンボ)

中原村東原の北なる峻峰にして、(筑前の五箇山に渉る)背振の東嶺とす。鎭西要畧云、天曆中、僧性空居背振山、三根郡有隆信沙門、栖山誦法華、滿九千、蓋性空伴侶也、今九千部嶽其處也。

登九千部山　笠　法雲

淺溪水邊細、山險更崔嵬、路如弧猿縁、左折又右旋、虬根躍盤上、怪木横衝額、熊虎蹲枝底、嵩石欹額奪、前程者在後、脚健者在前、顧而呼後者、聲々落半天、天風來護我、忽然到絶巓、朗嘯聽簑表、或疑身是僊、笑酌瓢之酒、又吹管之烟、

(草横山)

風土記佐嘉郡條に「昔者樟樹一株、生於此村、幹枝秀高、莖葉繁茂、朝日之影、蔽杵島郡蒲川山、暮日之影、蔽養父郡草横山也」とあり、草横山は久佐乃與古也萬とよむべきにや、今の九千部山を云なるべし、是を置て養父郡に高山ある事なし、此山は基肄郡田代の西に在て、麓より嶺までは二里許あり、筑前國那珂郡につゞきて、すべて草山也、其方角などもよく風土記の趣に叶へり、山上に三重の塔あり高さ二尺ばかり其下に風穴と云ものあり。(太宰管内志)

財部郷(タカラベ)

和名抄、三根郡財部郷。○財部は風土記漢部郷の分割なるべしとおもはる、一説財字は綾の誤ならんと曰へり。

(寒水)

中原(ナカバル)

今中原村と曰ふ、古の綾部にして、仍小驛たり、明治七年二月、佐賀士族の亂を作すや、廿二日、官軍旭山壘を陷るも、賊將中原の隘口を扼し、防禦を力む、已にして賊中原を去り、官軍之を取りしが、廿五日進發して先寒水川の賊を擊つ、賊屈せず之を注擊す、官軍の先鋒銃兵を散布し大砲を發して敵壘を擊つ、賊善く戰ひ兵を官軍の右翼に出し、林中に潛み狙擊す、官軍大に苦む、たまたま別隊馳せ來て之を援く、賊勢散亂し遂に賊軍を破り、神埼に進む、賊再び田手村に據て之を防ぐ、官軍勝に乘じ之を擊つ、賊支ふると能はず、火を村家に縱て去る。

(茂安)

千栗郷(チリク)

和名抄、三根郡千栗郷、高山寺本、注知利久。○今北茂安村なるべし、綾部の南にして、千年川の畔とす、千栗八幡宮は本郷に在り、或は地榮に作る、久留米市街と千年川を隔て相望む。近年此邊に茂安の村名を立てしは、成富兵部茂安の舊德を紀念するなり、此人鍋島の藩祖直茂に仕へ、治水營田の大功あり、特に千年川の右岸に堅牢の築堤を與し、對方の久留米領を壓倒したるは、後世永く郡人の感歎する

所々ぞ。（筑後三字後川の領を隔る）

千栗(チリク)八幡宮　今北茂安村大字白壁に在り、宇佐八幡の別宮にて、鎮西の名社なり、近世社領三百七十石を有せり。二十二社註式云、式外五所八幡別宮、肥前國千栗宮、天平寶字年中造宮觀。
鎮西要略云、神龜元年、建香椎宮、在筑前國糟屋郡、稱聖母大菩薩、皆神功皇后御事也、肥前國三根郡郡吏、名壬生春成、依神託、且得宗現生一夜千根栗、因之而建祠、千栗八幡宮是也。○文永六年牒文勘文云、安貞二年、千栗宮御殿燒亡、御體同燒亡、千栗宮者、八幡五所別宮、可准宗廟之由、有沙汰。○太宰管内志云、外記局日記曰、長保元年、坐肥前國八幡大菩薩千栗宮、寶油涌出事、副進彼國解文一枚、涌出油一瓶云々、肥陽古跡記に「三根郡千栗山彌勒寺、妙覺院八幡宮、神龜元年聖武天皇之勅願、而養父郡司壬生春成之建立也」この社は大河の邊にて、南面す、壬生春成の子孫と云ふもの、今も養父村に在り。
常山紀談云、元龜元年春、大友左衛門督義鎮、龍造寺山城守隆信をうつ、隆信和を乞しかば、大友兵をかへす、肥前と筑後の境に千栗(チリク)といへる大川あり、吉岡下總入道宗歡といふもの、「龍造寺は大敵なり、勝負もわかれず、故なく和を乞しは謀あるべし千栗(チリク)をわたらんことたやすからじ」といへば、義鎮もさなりとて、六千の兵を二陣として、千栗の渡に備へて川をわたる、隆信はたばかりて敵の引退く所を不意にうたんと謀しに、大友の陣有事を聞て追ざりしとなり。
宇佐大鏡に「肥前國御領、基肄郡東長谷田廿四町、三根西郷下末蘭田地五町并屋敷田、同伊佐早村田口田」云々と見ゆるは今何所たるを知らず、八幡宮領なれば千栗と相關係せざる歟、如何。

（千栗渡）

豆津(アマヅ)　千栗の渡を今豆津とも云ふ、古の宇佐神領とす。○宇佐大鏡云、肥前國神田別符、百三十町、件別符、大宮司公通之私領也、公通立新券、請神官御由緒也、又云、豆津別符田地、云々。

米多(メタ)郷　和名抄、三根郡米多郷、訓女多。○今詳ならず、上峰村などにや、大字牟田(ムダ)あり、千栗郷の西南に接す、又大字坊所、米多あり。○宇佐大鏡に、米多庄三十四町と載す。
風土記云、米多郷、在郡南、此郷之中、有井、名曰米多井、水味鹹、曩者海藻生於此井之底、纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、御覽井底海藻、即勅賜名、曰海藻生井、今訛米多井、以爲郷名。○古事記、明宮(應神)段云、御子若野毛二俣王、生子大郎子、亦名意富々杼王者、筑紫之米多君等之祖也。國造本紀云、筑志米多國造、志賀高穴穗朝御世、息長公同祖、稚沼毛二俣命孫、都紀女加定賜國造。この米多は三根郡の米多郷に引證せられ、古人多く之を諾へり、然れども二書共に米多を未多(マタ)に作る異本あり、且は筑前鞍手郡にも馬田(マタ)郷ありて、彼地の方と想はるる節あり、何則、三根郡は筑紫紀に肥前縣とあるに當るにあらずや。

葛木(カツラギ)郷　和名抄、三根郡葛木郷、訓加都良木。○今南茂安村ならん、葛木神社此地に存す、千栗郷の南に接す、西島村も今南茂安へ入る。

天建寺(テンケン)　今南茂安村の大字なり、葛木一言主神社在り、(神祇志料)三代實錄、貞觀十五年、肥前國葛木一言主神授位。

江見(エミ)　今三川(ミカハ)村と改む、南茂安村の西にして、千年川に瀕す。明治七年二月の亂に、熊本鎮臺の兵久留米より河を渡り豆津(今北茂安村)を取り、江見に至る、佐賀士族大挙之を邀撃し、永田中尉以下十二人を殺害す、鎮臺兵久留米へ走る、廿二日の事とす。

物部(モノベ)郷　和名抄、三根郡物部郷。○今詳ならず、蓋三川村にあたる、風土記云、物部郷、在郡南、此郷之中、有神社、名曰物部經津主之神、昔者、小墾田御宇豐御食炊屋姫天皇、令來目皇子、爲將軍、遣征伐新羅、于時皇子奉勅到於筑紫、乃遣物部若宮部、立社於此村鎭祭、曰因物部郷。

切山(キリヤマ)　古驛名なり、今詳ならず、延喜式に錄し、基肄の次とせば、三根郡若しくは神埼郡の驛たるべし。

神埼郡

神埼(カンザキ)郡　三養基郡の西、佐賀郡の東、北は背振(セフリ)山に至り、南は千年川に限る、今十村に分ち、郡治を神埼驛に置く。
風土記云、神埼郡、郷玖所、里二十六、驛壹所、寺壹所僧寺、昔者此郡有荒神、往來之人、多被殺害、日代宮御宇天皇、巡狩之時、此神和平、自爾以來、無更有殃、因曰神埼郡。(荒木田氏云、神幸之意)○和名抄、神埼郡四郷に分つ、風土記玖郷とあるは誤ふべし、本は籔縣の分地とす、中世は一郡を擧げて莊名を冠し、弘安中蒙古合戰の賞として、莊内の田宅を諸士に分與せられたり。

神埼(カンザキ)川　背振山上宮嶽の陽に發し、仁比山の山中を過ぎ、南流神埼驛を過ぎて、末は千年川へ入る、長凡七里とす、溝渠を通じて、田野に灌漑する所あり。

神埼(カムサキ)郷　和名抄、神埼郡神埼郷、訓加無佐岐。○東鑑文治二年「肥前國神埼御莊、可停止武士濫行事、可被仰天野藤内遠景之旨」など見え、武雄後藤文書に「神埼庄、西郷、蒲田郷、木谷郷、本堀(モトホリ)郷、士師郷加納等」を錄す(正應二年)、庄號は實く郡中に被むれるに似たり、今本告、本堀、加納等の字は神埼驛の傍に存

（本堀）

す、土師郷は詳ならず。

神埼（カンザキ）　今神埼町と云ふ、人口四千九百、田代佐賀間の車驛にして、一名邑とす、郡衙あり、又神埼川は其西を過ぎ、千年川に入る、千年川まで凡二里、佐賀へ二里半。

櫛田神社（クシダ）　神埼驛に在り、景行帝の時創建と稱す、風土記に見ゆる天皇巡狩の時和平（ナゴメ）給へりと云神なるべし。神祇志料云、櫛田社は奇稻田姫高志神白角折神を祭る、仍て三所大神と云ふ、（本社所藏永仁六年左辨官符）建長元年、鎌倉府書を下し、季能を宮司職とし、神社修造免田の事を許さる、元弘三年十一月四日勅して、恒保晴氣等の地頭職替に依て神領とせしめ、正平十六年二月、征西將軍懷良親王の令旨を以て、先例の如く神社を造營すべく割給ひき、（本社所藏文書）又云、温知神、白角折神今並に神埼郡朝日村に在り、（佐賀縣神社誌）貞觀十五年、並に從五位下を授けられたまへり。（三代實錄）

按に櫛田神は博多にも之を祭る、舊說、其祠は伊勢の櫛（クシ）田（ダ）郷に大幡主神を祭る者と同じかるべしと曰へり、近時又奇稻田姫と說く、共に從ふべし、後世東妙寺社僧たり。

○太宰管内志云、風土記に神埼郡に荒神のましまし由見ゆ、卽櫛田神なるべし、さるを神社啓蒙等に「祭神一座、大若子命（天御中主十九世孫）垂仁天皇御宇、有北狄退治之功、賜大幡主命也」とあるは、後に祭れる方を本として、かくはものしたるなるべし、櫛田と云名も式に伊勢國多氣郡櫛田神社とあるに因れりと聞ゆ、（筑前博多櫛田神社なども大幡主神を祭るといふ）されば此御社今は二座を祭るなるべし、宗像文書に「從天帝釋四大天王、惣而日本六拾餘州大小神祇冥道、別而當國鎭守千栗八幡大菩薩、河上大明神、櫛田廿八社、竈門寶滿大菩薩、高良三社大菩薩、筥崎八幡大菩薩（下略、天正六年）」肥陽古戰記に「神崎郡櫛田大明神者、天照大神第一姫宮[illegible]次姫也」云々、抑櫛田三所大明神と申奉るは、高司宮、白角宮、櫛田宮也、高司宮本地阿彌陀如來也、御社後に御鉢山と名付て諸人押奉る、又其傍に塔あり、是は悟尼出家時、髮髮を此嶋に納て法樂となす例あり、又天竺より五重石塔飛來、明神第一御寶物となる、社務金剛院幷に祇園社を初め、末社左右に在り。

田手（タデ）（田手川）　又田手に作る、神埼驛の東北に接す、今三田川村と改稱す。田手川は東背振村松隈山に發し、南流田手と神埼の間を過ぎ、渡瀨村（今千歲と改む）に至り、千年川に入る、長五里。

鎭西要畧云、享祿二年四月、大内周防新介義隆命太宰權少貳興連（杉氏）追討舊少貳資元之黨、三根神崎郡士各戍其境、拒大内兵、以拳衛少貳館、八月十六日、少貳館令龍造寺一族、出張千田傳原、鍋島平右衛門尉清久、同左近允清正奮戰、於是宰府軍兵忽敗、少貳館賞龍造寺之武功、益封之、亦發卒鍋島清久、而封本庄八十町也、龍造寺家兼、吹擧鍋島孫四郎清房之拔群之功、以孫子家純之女妻之、清房者清久子、實是合戰、鍋島氏起家之初、而龍造寺[illegible]、鍋島清久者、父日清直、太宰少貳教頼之兒也、依外祖父、長於鍋島氏之家。

東妙寺（トウメウ）　史籍[illegible]考證云、東妙寺は神崎郡田手村に在り、北條氏弘安中、蒙古役後に此寺及妙法寺（尼寺）を創建して祈願寺となし、金[illegible]を修せしめ、又櫛田社を神崎に建て、莊内の豪族成松本告（モトヨリ）往、田地を寄附す、櫛田社執行以下、兵力も强盛なり、當時祭僧の風尚、祈禱供養を重んずるは、陰には寺社衆徒の心を結ぶ方畧もあるなり、田手の東北は背振山、背振の僧徒も頗强盛なりき。○太宰管内志云、田手東妙寺は、律宗西大寺の末にして、寺傳に佐々木四郎高綱寄附、唯上人開基、足利尊氏公再興とぞ、什寶數多ありて、綸旨教書數十通を傳ふ。

背振（セフリ）　背振山の南麓は、今背振、東背振の二村と爲る、山峰は肥筑の間に跨り、山中に靈池あり、僧坊を靈仙寺と稱し、其別當なりき。○今山中の部落、久保山、鳴巻山、廣瀧山、火隈山等を合同し背振と曰ふ、大曲、松隈、石動、三津山を合同して東背振と曰ふ、山峰は標高一千米突餘。

太宰管内志云、背振山靈仙寺修學院、在坂本村、寺領二百六十二石、稱背振山下宮、和銅年中、泰澄上人草創也、因大友兵火燒失、至鍋島直茂公時、僧仁周再興、五戒坊東福院在背振村、稱背振中宮、寺領百三十七石、多門坊東門寺、在久保村、稱背振上宮、寺領百七十餘石、皆奉天台宗、其東門寺爲宮司、古蹟記曰、背振山極樂東門寺、乙護法善神者、天竺主德善大王十五番王子也、神通自在之人也、乘龍馬翔虛空、去東方飛、著于此國鬼門富山給之時、彼龍馬振背、向空鳴三度、依之山名稱背振。○檜垣家集云、守子するとも主身に語らひなざする程に、年來の妻子ども、法師に成て晉しは肥前國背振の御嶽に行ひて、遙に去し名殘の大しう悲しと云へば、哉常なく其妻子ども今は思ひ成て、京に登らむとす、其人の心を見るも、又有つる心ほへ思ふに、わりなくいみじ、

枯ぬべき草のすゑとも知らずして露の命を何にかけけむ。

背振山文書云、肥前國背振山修學院、可爲當門末寺由、度々依懇望染筆候也、已後不可有異儀候也、元和七年七月廿七日、天台沙門四品親王判、修學院僧正。

（廣瀧）

鎭西要略云、明應六年正月、大内義興、以赤間關爲公方義材之御本陣、躬將數萬軍兵、而涉于九州、夏四月三日、大内大軍圍攻少貳福壽城、（在神崎郡城原）少貳高經守城三許日、自揮勇持戰、亦突破堅圍、而入廣瀧（ヒロタキ）山、高經謂、當家所以不從本意者、徒以假公方之威也、更是匪戰之罪也、我爲惡靈、滅大内氏也、年三十六、廣瀧大明神是也、後復遷神社於城原。

（三津）

肥陽軍記云、天文三年正月、朝日落去しければ、陶道[illegible]三津山（ミツヤマ）まですゝみ、城原城をとちめけ

る、然れども龍造寺後詰せられなば、ゆゝしき大事也とて、軍士を分ち佐賀へつかはせしに、案の外に相違して引退く、同年七月、大風洪雨數日、南海の潮湧き國中に溢りければ、中國勢滿山（ミツ）より之を見下し、天の利とぞ喜びけり、此後龍造寺方より三百餘騎滿山へ忍入り、火をかけ中國勢を追詰く、千餘騎打取る、道貫逃れて筑前へ返る。

請爽餘論云、應安五年三月、菊池今川と筑前國世振山に戰ふ。大内氏實錄云、永和元年春、菊池松浦千葉等の諸族兵を擧ぐ、今川貞世筑前世振山に陣し、三月三日これと戰ふ、貞世が兵奥山、井伊、小笠原等死し、將に彼の敗る所とならんとす、大内義弘頻に士卒を勵まして力戰し、遂に之を敗る。○肥後國事蹟通考、天授元年乙卯（北朝永和元年）春、菊池松浦至筑後國、今川貞世大内義弘聞之、來陣脊振山、三月三日戰于山下、菊池不利退。（櫻雲記、編年要略）

仁比山（ニヒ）（城原）

廣瀧山の南、神埼驛の西北を仁比山村と曰ふ、城原、朝井山等の字あり。○人類學會雜志云、城原（ジヤウバル）村の窟穴は、南向幷びに北向のものにて、南向の方は奥行二間二尺、幅一間、高一間半餘にて、人骨中央に散在し、左方に陶器、右方に金屬器あり。○陰德太平記云、少貳政資の嫡子高經は、木山城へ入けるを、大内勢又追懸て、兩城を攻動す云々、高經は木山を落去て、城原に楯籠られしが、そこをも又攻られて、せんかたなく廣瀧山へ登て自殺せられけり。

太宰管内志云、仁比山に山王宮あり、本地佛堂には觀音を安置す、別當職は護國寺不動院水上坊と云ひ、天台宗を奉じ、寺領九十六石、所藏の古文書に「當山御祈禱祭間之事、早備千手千眼之誓約、宜祈公家武家安全者、院宣如此、悉之以状、五月十日、權中納言判、仁比山衆徒中」、また「肥前國神崎庄内、仁比山料所等之事、代々任證判之旨、管領不可有相違之状、如件、康正元年十二月二日、從四位下行兼左京大夫多々良教弘」、「肥前國神埼庄、仁比山社領當所之内、當知行之事、任先例之旨、不可有相違之狀、如件、文明十七年十月廿日、太宰少貳政資判、仁比山衆徒御中」、此山王社僧不動院の外に、社東僧に天台吉祥と云寺あり、寺領百俵なり、是も仁比山と號す。

（菩提寺城址）（朝井山）

鎮西要略云、正平十五年、新宮御所及菊池肥前守武光征肥前國、筑後師從之、武藤至肥前仁比山構城、其徒者守菩提寺、勢福寺（セイフクジ）、松崎、横大路（ヨコオヂ）、神田江、本告、姉川所所砦、皆是肥前神崎郡之諸壘也、四月少貳之師、侵本告姉川神田井（カンダヰ）（一曰蒲田江城）之旅、日夜挑戰、七月、武藤刑部丞經茂、率肥前之兵、向于菩提寺、與菊池合戰於横大路、時菊池又二郎與武自仁比山陣驅來、而横討經茂之師、經茂忽敗走、官軍大逐之、武藤退于筑前。（正平八年七月、木屋行實軍忠狀云「於肥前國田手村、致日夜宿直警固之上、今月七日屬御手、仁比山朝井（アサヰ）山凶徒追落、同九日於菩提寺城、一色五郎以下凶徒没落之時、抽戰功」○鎮西要略又云、天文三年、小貳資元據勢福（セイフクジ）寺城、陶道麟率陣芙津山峰、互相對陣者月也、景風犬居于南、南海之淵渕渉、而佐嘉神崎之村里、陳兵瀬（中略）勢福寺、東也仁比山城、北也菩提寺搆城、南也吹括日隈、西也岩田河窪城神崎也、江上重松居西島也、横岳居千栗也、宗出雲居仲津隈也、犬塚居犬塚也、各戍其封疆警衛、遂相和平。

（盛福寺城址）

肥陽軍記云、城原勢福寺の城主江上武種は龍造寺胤久の聟たり、江上氏は原田秋月田尻等同姓にて、九州の名家の末也、天文二年の比、新少貳冬尚山浦城より勢福寺に移り、大内勢を防ぐ、馬場、横岳、犬塚、綾部、中津隈、朝日山、中野、西島等の城々をさせかたく守りぬ、三年正月、朝日山落去しければ、陶道興軍を滿山に進め、城原の城をぞおちめける、其冬大内義隆自ら渡海肥前へ入る、冬尚蓮池城に移る、而和平を作り、大内は軍をかへし、其後天正六年の比、江上當種小田政光と相謀り、龍造寺家兼を除かんとて、八百餘騎にて水ケ江に向ふ、冬尚之をきゝ、双方に和平を扱はせ、無事に成る、其後天文十四年、馬場頼周の計にて、龍造寺の一族ども多く討取りしも、百日が間に馬場は死し、龍造寺の一家又を興し、城原へ取かゝり、冬尚防戰利ならず、没落して筑後へ赴く、天文廿二年、江上武種、龍造寺隆信の爲めに攻破られ、其後降伏し、隆信の子を請ひ家を譲る、又四郎家種と稱する是也。

三根郷（ミネ）

和名抄、神埼郡三根郷、訓美禰。○今仁比山村、西郷村なるべし。風土記云、三根郷在郡西、此郷有川（神埼川）其源出郡北山（脊振）南流入海、有年魚、昔者日代宮御宇天皇、行幸之時、御船從川瀬來、御宿此村、天皇勅曰、夜裏御寢甚有安穩、此村可謂天皇御寢安（ミネヤス）村、因名御寢、今改寢字爲根。

西郷（ニシガウ）（横武）（尾崎）

神埼莊西郷の謂なり、今西郷村と曰ふ、大字尾崎、竹、本告、市川、横武（ヨコタケ）等あり。

探題記に河野通有弘安四年の恩賞として、神崎莊の内小崎郷（尾崎）同加納下東郷を賜ふ、後日更に同井餘幾同荒野を賜ふと見ゆ、（今城原村大字下西、又餘江あり）武雄文書にも、蒙古合戰勳功賞として、後藤定明父子に「神崎莊田地三町、西郷町乙南里」を賜ふ事見ゆ、又松浦山代文書に山代栄に「神崎莊田地拾町、竹村笔利田里屋敷、上條郷岩田村幷松崎里」を賜ふこと見ゆ、是等の地今の西郷村に屬する者もあらん。

本告（モトオイ）

今西郷村の大字なり、一書本老に作る、告は老の誤にや不詳、戰國の比本告氏あり。又鎮西要略云、龍造寺隆信、天文廿二年、率自筑後歸國舉兵、令小田駿河政光犬塚彈正與家先陣、而向城原、代江上武種、隆信自姉川出、而爲後陣也、政光自蓮池向本告、犬塚自小松向神

崎、於是神代勝利爲江上加勢、出來於本告、防戰半、橫合而突掛於政光、政光戰死、隆信自城原囘軍兵、而取掛於蓮池、悉殺政光之族黨。

姉（アネ）

今姉姉川の二大字と爲り、西郷城田の兩村に分屬す。○肥陽軍記云、永祿十二年、大友宗麟高良山に出陣し、肥前龍造寺退治あるべしとて、戶次鑑連は佐賀の東阿禰村までおしつめ、臼杵鑑速は境原に來着し、吉弘鑑理は水上山に陣をとり、佐賀を瞬目の間にちゞめたり。

宮所郷（ミヤトコロ）

和名抄、神埼郡宮所郷、訓美也止古呂。○今城田（シロタ）村なるべし、神埼川の兩岸に跨り、大字姉、黒井、詫田等あり。風土記云、宮處郷、在郡西南、昔者日代宮御宇天皇、行幸之時、於此村奉造行宮、因曰宮處郷。

蒲田郷（カンタ、カマタ）

和名抄、神埼郡蒲田郷、訓加萬多。○今境原村蓮池村等なるべし、城田村の西南に接し、佐賀郡と隣比す、後世神田（カンダ）にも作れり。

（神田）

風土記云、蒲田郷、在郡西南、昔者日代宮御宇天皇、行幸之時、御宿此郷、因饗御膳之時、蠅甚多鳴、其聲大囂、天皇勅曰、蠅聲甚囂、因曰囂郷、今謂蒲田郷、訛也。○深江文書に「弘安四年、神崎莊配分一人、肥前國大財岩崎太郎田地伍町、蒲田郷加納、中島里、倉戶（クラヘ）郷、乙枚等里辛知里」など見ゆ、武雄文書に「弘安四年神埼莊配分一人、肥前國鳥崎後藤十郎、屋敷、蒲田郷鳥喰里」などもあり。（倉戶郷今詳ならず）

（琴木）

古風土記標註云、肥前風土記曰、神埼郡蒲田郷琴木（コトキ）岡、高二丈周五十丈、在郡南、此地平原、元來無岡、大足彥天皇勅曰、此地之形必可有岡、卽令郡丁起造、此岡造畢之時、登岡宴賞、興闌之後、竪其御琴、琴化爲樟、高五丈周三尺、因曰琴木岡、按ずるに本郡□法寺の文書に「神崎郡蒲田社、祭免供田、川崎二町、字號戶野岡、條枝尾方一坪五段二丈、字號每木宮島、田地等之事」云々とあり、此書年號なけれども、五百年許のものと見ゆ、每木宮（コトキ）は琴木宮を云ならん。

境原（サカヒバル）

今境原村と曰ふ、神埼驛の西南一里半、蓮池村の北に接す、佐賀市の東一里。○明治七年二月の亂に、賊軍東肥前に展れしかば、廿七日、官軍部署道を分ち境原に進む、賊軍殊死奮鬪、朝より暮に至り、殺傷相當る、薄暮に至り、賊軍遂に敗走す、退て蓮池を保つ、官軍直に佐賀城に向はむとするも、日暮るゝを以て兵を收む、翌日蓮池の營を遁れ遂に佐賀城に入る。

蓮池（ハスイケ）

今蓮池村と曰ふ、戶數一千、名邑なり、佐賀市の東一里半、大字見島、小島、蒲田津等あり。（圖書編に法司奴（ハスノイケ）一計に作る）

蓮池城址（ハスイケ）

慶長中、鍋島勝茂、三子直澄（甲斐守）に五萬石を分封し、蓮池を領せしむ、□子孫世襲して、明治維新に至る。□天保中の城主、攝津守直與は、宗家より入嗣し、武備講究を勉め、令名ありき。○此城は江渠圍繞し、當國の堅城と稱せられき、小田之を創め、龍造寺時代に小田政光、□其子□光並びに此名あり。肥陽軍記云、天文三年、□道□蓮山に出陣し、少貳冬尙を攻めしかど、其功なかりければ、十月に至り大內義隆みづから渡海して肥前へ入る、冬尙□城原より蓮池城に移る、城主小田□□入道之を守□し、大內宗、本告□□等之に加勢したり、大內勢蓮池に寄せて之を見るに、長江のめぐれるを壘とし、守兵も一□皆千なれば、急に攻る事叶はず、□津の渡邊氏より、大內□龍造寺の和平を□りければ、少貳も之に□し、大內は軍を返しけり、又云、天文廿二年、龍造寺隆信蓮池を攻む、小田政光一族二百餘人防戰力をつくす、本告□□、犬□□直等是れ全く人の身の上にあらずとて、政光に加勢し、双方討死甚多し、其後一旦政光□造寺に降りしが、城原合戰に打死し、其子□□□後に□りしが、又背き城し本領五千町を復して、隆信の命に從はず、小田氏は八田知家の子孫にして、常陸介直光當國に來り、子孫相續して鎭光に至る、天正元年、隆信の殺す所となり、其家絕ゆ。

崎（サキ）

今渡瀨、迎島等と合併し、千歲村と號す、蓮池の東なる水村なり、肥陽軍記によれば、此地も蒲田郷にて、戰國の頃犬塚氏と云へる土豪の邑なり。

佐意（サオ）

延喜式に見ゆる驛名なり、意の字の誤寫と想はるれど、其位置は神埼郡なるべければ、此に附す。今詳ならず、崎渡瀨などの舊名歟。肥前風土記云、

船帆（フナホ）

神埼郡船帆郷（在郡西）同天皇巡狩之時、諸氏人等擧落乘船舉帆、參集於三根川津供奉、天皇因曰船帆郷、又御船沈石四顆、存其津邊、此中一顆、高六尺徑五尺、一顆、高四尺徑五尺、無子婦女、就此二石、恭禱祈者、必得妊產、一顆、高四尺徑五尺、一顆、高三尺徑四尺、天旱之時、就此二石雩祈者、必爲雨落。

佐賀郡

佐賀郡（サガ）

又佐嘉郡に作る、神埼の西、小城の東にして、南は海に至る、平野肥沃の地なり、中央に佐賀市あり。北偏は川上川の水源にして北山郷と稱し、山中別に一區を成す。今郡衙を佐賀市に置き、二十餘村を管治す。

（榮國）

風土記に佐嘉郡に作れば、其來るや久し、風土記云、佐嘉郡、郷陸所、里十九、驛壹所、寺壹所、昔者樟樹一株、生於此村、幹枝高秀、莖葉繁茂、朝日之影、蔽杵島郡蒲川山、暮日之影、蔽養父之郡草橫山也、日本武尊巡幸之時、御覽樟茂榮曰、此國可謂榮（サカエ）國、因曰榮郡、後改佐嘉國、（山田郷を參看すべし）和名抄には佐嘉郡六郷に分つ、

風土記の佐嘉村は二三郷(今[illegible]日村)にあたるにもし、文安六年[illegible]に、肥前佐嘉庄とあるは、龍造寺なるべし。○佐賀の賀今濁音に呼べど、古人は清みしならん、明治二新令專ら賀字を專用し、嘉字を停む。

城埼郷(キサキ)　和名抄、佐嘉郡城埼郷、訓木佐岐、○今詳ならず、川副の諸村にあたる歟、佐賀市の東南にして、北川副村に大字木原あり、若しくは此邊の遺名にあらずや。

川副(カハソヘ)　千年川下游、西岸の卑低地にして、南北三方里許、南は海濱に至る、大略は賀市を以て其北界と爲し、江渠縱橫に通じ、田宅井々たり。今北川副(木原)東川副(諸富)新北(寺井)中川副(早津江)南川副(鹿江)西川副(南里)并に西與賀(與賀)東與賀(飯盛)の諸村に分つ。肥前國の際、龍造寺鍋島二氏此地に割據し、常に根據を此間に托し、以て其子孫繼くべき業を遂てし所とす、國俗に與賀川副南北二千町と稱するは、其新墾の沃土饒入無類なりしを激美せる者[illegible]、肥陽古戰記に、川副郷の大堂、六所明神云々、鎮西要略に、天正五年、[illegible]有今川伊豫守胤秋、筑前探題仲秋之遺子也、領掃肥前與賀河副兩庄、而拒([illegible]者也)

木原(キハラ)　新北今北川副村と曰ふ、佐賀市の東南郊とす、西は本莊村に接す。○肥陽軍記云、天文六年四月、搦原の江上氏、蒲池の小田氏偽謀し、後に木[illegible]江城を攻む、宗兼入道湖中之をきゝ、自ら己兵を引すぐり、木簡江本城の東、木原村に出向ひ、天地を動して戰ひ給ふ、小田散々に敗北し、蒲池の城下まで追詰めらる。

諸富(モロトミ)　今東川副村と改む、蒲池の南にして、佐賀市の東南一里半、千年川に臨む、對岸は筑後若津港にして、河海の船舶多く此に集輯す、亦一小繁華なり。

寺井(テラヰ)　今新北村と曰ふ、諸富の西南に接し、亦千年川の支

(新北)

流に臨む、俗に寺井津と呼び、航運の便あり。○延喜式、肥前國驛名に新分あり、今詳ならず、もしくは此地にや、蓋佐嘉國府より筑後上妻郡高驛に通じ、肥後に赴く別路にや、一説に新分驛は高來郡ならんとも曰ふ。太宰管內志云、國花集、其北筑肥前、橫道皆五百里、其要衝鎮東」とあり鎮東は長伊と讀べし、(明今の寺井津を云なり、名義は筑前國志摩郡今津村濱崎誓願寺の古文書に「龍王崎より舟にのらせ賜ひ、寺井津にあがりたまひ、手水をつかせ給ふため、井をほらせ給ふに因て、寺井とまをすなり(手洗井の意なり)それより千端布をこへ、金立山にあがらせ玉ふ、中途にて布切り候によりて、中にては千端布とかきまをすなり、夫より彦山三社權現とあらはれ給ふ云々」弘安三年正月とあれば、手洗井の意と聞えたり。

發[illegible]城　　靜處

管絃[illegible]肥田城、江都十里落帆生、荻蘆滿岸長於竹、
不見行舟[illegible]櫓聲、

早津江泛舟　　晴里

青春乘興偶然來、隨意輕舟[illegible]且洄、晴日荒村逢辨樹、
香風兩岸忽[illegible]梅、收帆[illegible]銀刀躍、綠[illegible]江[illegible]玉鏡開、
蔵筆[illegible]詩[illegible]景、詩[illegible]向[illegible]哉、

早津(ハイツ)　又早津江と曰ふ、今中川副村と稱し、寺井の西南に接す、肥陽軍記に速津に作る。明治七年二月、佐賀士族の亂を作すや、新任の縣令岩村高俊、陸軍少佐山川浩、兵を率ひて蒸船早津江に至り上陸す、佐賀士族前田兵定人を遣して暴徒の情勢を報ず、縣令以下因りて佐賀城に入るを得、十五日也。○肥陽軍記云、元龜元年、大友將佐賀城を圍ひ、筑後の諸士兵船に取乗り、次に連れ浮び早津(ハイツ)に責入る、しくち郷の[illegible]寺、與賀川副の野伏を驅催し之を防ぐ、其後筑後の兵船度々の合戰あり。

(津江)

鹿江(カノエ)　今犬井道(イヌヰダウ)と合併し、南川副村と曰ふ、早津の南にして海濱に接す、本郡の最南端とす、大名間島其東に在り。○鎮西要略云、天文廿二年、隆信歸國三年也、與賀河副之郷士、用意一領一本(鎗一本、鎧一領)浮兵船、沸寺井河、迎隆信、南入于鹿江、蒲池武藏守鑑盛、率兵三百加勢、秋七月廿六日、隆信入城之寺、在於鹿江、本陣焉、至與子村、小田政光去龍造寺、南引退十[illegible]池。

大託間(オホタクマ)　千年川河口の洲上なる一村なり、千年川は諸富の南に支分し、其支流西に繞り、寺井川と曰ふ、鹿江の南に至り海に歸す、幹流は大託間の東南に至り海に入る。○水路志云、筑後川門洲上の水深は、一尋半乃至十二尋とす、河口を兩断する洲上南端に、燈臺の設備あり、卽大託間村と曰ふ。

與賀(ヨカ)　今東西の二村に分る、川副庄の諸村と一境にして、其西偏を指す、本莊村は與賀の北に接し、與賀の西は本莊川、南は海に至る。
大友記云、天正八年、筑後殘所なく龍造寺隆信に隨ふこと、偏に蒲池鎮漣が手引の故なれば、我娘を鎮漣に遣し婿にして後、肥前國よかの馬場と云所にて殺しける。○肥陽軍記云、天正九年五月、蒲池鎮漣佐賀に着し、其夜本行寺と云法華寺に一宿あり、翌日未明に彼寺を出て、須古に赴かれけるに、與賀の宮の前にて伏兵にあひ自害せらる。

飯盛(イヒモリ)　今東與賀村と稱す、龍造寺氏の館址あり、鎮西要略に「文明十四年、少貳政資、築肥前與賀城、遂先考[illegible]賴舊跡也」とあるも飯盛の館なるべし。肥陽軍記云、天文廿二年、龍造寺隆信の使者川副莊に至り、鹿子天神宮に參りて、久米、德久、村岡、末次、飯盛の村長に會合し、隆信歸國の首尾を內談し、七月廿五日、肥前侍、鹿江石井南里(ナンリ)古賀以下御迎に參る、則ち犬(イヌ)井道(キダウ)より鹿江の威德寺に入らせ給ふ、先飯盛館に押よせ、神代爲木を追落し、梅林庵に移る、神代は八戸宗暘が十

五堀の要害に退きしが、宗暘和平を乞ふ、小田政光も佐賀を退き、隆信則ち佐賀へ入城あり。又云、天文八年、龍造寺の正統村中大和守胤久卒去す、泰長院と號し、其葉與賀に在り、胤久は胤家公の次男、家員の家嫡胤員早世により、次男にて家督と爲りたる也、胤久の嫡子豐前守胤榮相續し、水ヶ江家門の息女を娶る、天文十七年胤榮卒し、無量寺に葬る、男子なかりければ、還俗の中納言君を胤榮の後室にめあはせ、龍造寺の惣領と爲し、大内義隆の加冥を請ひ、隆信と號す。

本荘（ホンジヤウ）

今本莊村と云ふ、佐賀市の南部にて、與賀本庄の謂也、享祿三年、鍋島氏の祖平右衞門清久父子、田手（タテ）原合戰に功ありければ、龍造寺家兼より孫四郎清房（清久次男）へ本庄八十町を單引出物に分け與ふ、卽鍋島家發祥の地とす、今高傳寺（カウデン）あり、永正五年、清房の創始にして、佛像殿開基し、禪宗を奉ず、佐賀藩累世の菩提所たり。〇外交志稿云、寛永四年、津田又左衞門長崎に歸る、初め又左衞門の爲め暹羅に航す、偶哥帝國と戰ふるに會し、戰功により大臣に擢てられ、王女に配して一子を生む、三左衞門と稱す、此に至り長崎に歸り、乙名役を命ぜられ、暹羅通事を兼ぬ、其歸朝するや釋迦佛像一躯并楠檀一本を携ふ、後佛像三軀を彫造して一を佐賀高傳寺に納め、一を長崎能仁寺に納め、一を末次平藏に贈ると云ふ。

末次（スエツグ）

今本莊村の大字なり、飯盛の東にて鹿子（カノコ）と相接す。〇肥陽軍記云、藤原秀鄕七世孫季清、左衞門尉に補せられ、北面の侍たりしが、源爲朝に從ひ、二男季壽季次相伴なひ西國に下着し、肥前國の津東鄕に休息所を給はり安堵す、其季壽名は今の水ヶ江（ミヅガエ）にて、季次名は末次村とぞ、又云、明應の比、龍造寺孫九郎家兼は、父の隱居料水ヶ江をつぎ、其二子家純家門ありて、水ヶ江の家督を家門に讓りたまふ。

（龍造寺八幡宮）

龍造寺（リユウザウジ）

本は寺號にして、後又村名莊名に轉じたり、今も佐賀の營城中に其故址を傳ふ、龍造寺八幡宮は舊地を轉ずれど、尙名跡を存し、其社僧龍造寺は、俗に高寺（タカデラ）と稱し、觀音堂を遺す。〇賀西要略云、文治元年、佐賀城主藤原季家、爲鎌倉御家人、補肥前國龍造寺之地頭職、又云、文嘉二年、龍造寺家和、以國司千葉胤常吹擧、朝于中國公方、加封小城佐嘉郡之內、光武分、高瀨、有重、法成寺、數百町采地、家和之父曰隱岐守胤家、龍造寺之惣領職也、藤氏苗裔、而千葉將軍之後胤也、家和之兄曰豐前守胤家、屬于千葉胤治、不關父家。〇九州軍記云、鎭守府將軍藤原秀鄕七代の孫、左衞門尉季清、官吏に補せられ肥前の國府に下向し、其嫡孫季家、賴朝卿より佐賀郡龍造寺邑を賜り、子孫繁榮し、隆信に至り、五州太守と呼れける。〇豐薩軍記云、藤原季家の子季益、專ら鎌倉に出仕をつくしけるが、城中に總岡八幡大菩薩を勸請し、又讚州より廢寺の觀世音を遷移して、一寺を建立し、瑞石山龍造寺と號す、是則先祖崇敬の靈佛なればなり、夫より七代の後胤を豐前守家治と曰ふ、其子家氏、其子忠俊、後康家と改め、中府の小島國信元が婿と爲り、四人の男子あり、胤家、家和、家員、富春と曰ふ、次男家和名跡を繼ぎしが、家和の四男家兼に所領を分與す。〇肥陽軍記云、源平の戰に、肥前國牛尾山の別當、志を源氏に通ず、藤原季家、高木宗家、草野永平等戰功をつくして、關東の御家人となる、文治中、季家に龍造寺村の地頭職を給り、季家子孫の永久を祈り、八幡大神を勸請す、抑龍造寺と云は、古天台の寺にして、或は當州荒波山龍造寺の僧某住と曰へり、其開基詳ならず、此寺の遺址今に歴然たり、學阿法師院より出でて、入宋して法を傳ふと云ふ、季家の子季益、その子三人あり、季時季家益季友と曰ふ、弘安の合戰に、季時筑後の瀨戶浦に防戰し、一命を害しける、季時卒去の後、惣領は家益之を繼ぎ、家益に兩息あり、又次郎家清、又六郎家親（法名信善）と申す、元弘の亂に、家清宮方に參り、一族左衞門次郎入道善智、鎗尾行心坊增季等と、探題館を打ち、共に戰功あり、家親に二人の子息あり、孫六郎家種（法名實善）又四郎家平と曰ふ、建武の亂に、將軍方に參り、子息以下一族、孫次郎家政、左近將監家重、孫三郎季利、彥三郎家忠等忠戰比類なし、貞和觀應の間、家平足利直冬に從ひ、筑後國川北の軍に忠戰す、之に因り肥後國野原西鄕、增永名を賜ふ、家平の子又七郎家昌は、一色入道獻に屬す、家昌の嗣を熊若丸家治と云ひ、若狹守に任ぜられ、今川入道了俊に屬す、其子若狹六郎安季は少貳貞賴に屬す、其子又六郎家秀、其子隱岐守家氏入道言譽、其子は卽康家と申し、永正七年に卒去す、康家の四子豐前守胤家、二男隱岐守家員、三男法師覺、四男山城守家兼、家兼法名剛忠、長壽武名あり。〇又云、龍造寺の嫡子胤家は、明應の亂に少貳に與し、戰敗れ千葉胤盛と共に筑前へ赴かる、次男家員惣領を繼ぎ、村中龍造寺と曰ふ、家員法名剛德、石塔は長樂院に在り、其常覺は龍造寺の跡を異にし、寶琳院を建てらる、四男孫九郎家兼は水ヶ江（ミヅガエ）の隱居料をつぐ、家兼の孫長法師は、寶琳院の僧法印の弟子なりしが、後還俗して隆信と稱す、天文十七年、村中龍造寺の跡を繼ぎ大に家を興す、五州二島の大守是也。〇安永寶考證云、龍造寺氏の祖は、高木季綱の次男季家（南次郎）文治二年、肥前龍造寺村の地頭職たり、因て氏とす、十傳して康家に至り、長子胤家本家を繼ぎ、村中龍造寺と稱し、四子家兼水ヶ江（ミヅガエ）に居り、水江龍造寺と稱す、家兼家純を生み、家純周家を生む、周家の子は卽隆信なり、天文十七年、村中胤榮絕え隆信之を繼ぎ、山城守と稱す、弟長信水ヶ江を繼ぐ。

瑞石山高寺（タカデラ）、本佛觀世音菩薩、和銅四年、日本武尊六百

(高寺)

年号に當て、開山有し寺号なり、昔年龍造寺胤治の時當寺の前堂として境を開き新鳥と云、創其處に寺院をたて、高寺と號す、中比藤原季綱と云者、當國に下り今吉名村に館を構へ、其子孫隆家村を安堵す、同じく其寺を定めて、子孫次で龍造寺殿と號せしなり、寺僧還俗して當寺開山法師と號す、今兄弟何某入院して禪法を傳来して、此寺に住せしより、天台を改めて禪林と成す、夫より子孫代々菩提所と定む。（寶文年中撰、肥陽古跡記）

佐賀懐古遊肥前　　遠帆
脊振山前路、我曾留客遊、都城連百雉、沃野富三農、
海氣浮孤出、山嵐溢昌帳、雄藩多偉士、應接見隨備、

佐賀（サガ）　今佐賀市と曰ふ、人口二萬七千、肥前東部の都會なり、博多を去る鐵道三十四哩、佐世保に至る四十哩、長崎に至る八十三哩、千年川下游西岸の平野に在り。川上川（一名佐嘉川）北より來り、市中を貫流し、東に折れ東池に向ふ、其支派數條皆南流し、田野の間を繞る、鍋島氏の舊城府なり、古名水箇江（ミツケエ）と曰ふ。

秋懐　　古賀穀堂
西隣風鄰古齊侯、滿目人煙接地浮、紫海潮聲萬永夜、天山雪色入清秋、白沙寺草行闘野、落日涼風獨倚樓、千載讀書何客、追懐往事不勝愁。

佐賀縣廳（サガ）　舊城内、赤松町に在り、肥前國、三養基、神埼、佐賀、小城、杵島、藤津、東松浦、西松浦の八郡を管治す。

佐賀城址（サガ）　佐賀市の南偏にして、鍋島氏の墟なり、川上川の水を引き壕池と爲す、蓋龍造寺剛忠入道家兼の創築にして、隆信之を傳へ、鍋島直茂（初名信生）に讓與す。慶長十三年、直茂規模を擴大にし、十六年落成す、之を子勝茂に傳ふ、爲封三十五萬七千石、蓮池（五萬三千石）小城（七萬三千石）の二支封あり、相續して明治維新に至る。○天文三年、大内家の將陶道覽、水箇江城を圍む、龍造寺家兼風雨に乘じ城を出て、陶の陣營を襲ひ之を破る、水箇江城即此なり、永祿十二年、大友家の三將、又隆信を本城に圍み、克たずして解き去る、元龜元年四月、大友宗麟親ら兵を督し、佐賀を攻む、鋒陣包圍して、必取を期す、八月、鍋島信生出て寄手の營を斫り、小城於保原に大捷す、大友の軍皆に潰走す。○明治七年一月、參議兼司法卿、江藤新平辭職歸鄕す、士族新平を迎へ黨を結び征韓黨と號し、將に政府に迫らんとす、與黨二千五百に上る、銀庫を掠奪し、縣官の命令を聽かず、東京官を棄て赤間關に遁る、前秋田縣令島義勇も佐賀藩士なり、歸縣して一黨を結び憂國黨と號す、新平因て義勇を說きて曰く、坐して官兵の來討をまたんよりは、我より兵を擧ぐるに如かずと、二月十三日、兵を擧げ檄を遠近につたふ、十五日縣令岩村高俊、陸軍少佐山川浩兵隊を率ゐ、早津江より進みて佐賀城に入る、然れども守備に餘地なし、再び棄てゝ久留米に走る、暴徒の追躡にあひ、辛うして筑後川を濟る、已にして官軍大兵至り、十餘日にして亂全く平ぐ。○聖代實錄云、明治七年二月十五日、縣令陸軍兵と共に佐賀城に入る、時に暴徒城下に潛み、城中穩なし先機を發す、士民暴徒を惧り、敢て之を輸せず、乃ち人を坊市に出し、僅に米穀八斗を得たり、暴徒明日佐賀城の侵襲を約す、前田長定之を知り、夜半其徒を率ゐ官軍に投ず、城中防備未だ完からず、黎明二豎齊しく薄て四面を圍む、山川少佐一小隊を率て、北門より突出し米三十苞を奪ふて還る、十七日早天、賊兵蟻附して再び城に薄る、城中糧食なく、計の出づべきなし、翌日爽昧、城兵圍を衝て出づ、且戰ひ且走り、筑後川を濟る、死傷凡二百人、全き者は僅に一中隊のみ、退きて筑後の府中に屯す、是に於て賊軍本營を城中に移す、兵合せて四千人、器械糧仗之に稱ふ云々。○大八洲遊記云、佐賀

(松原神社)

市鍋島侯治、明治五年、更に松原神社、舊佐賀藩、鍋島藩祖、已而改稱したる縣、十六年、縣社、祀龍造寺隆信父子、鍋島直茂父子及閑叟公、明治社故址、明治七年罹兵燹、今皆寄托田園、東北隅存石垣、城址極大、然平坦、所謂輪郭壕也。（松原社、八幡宮同域）西遊雜記、（寛政中撰）佐賀は平城ながら要害あしからず、市中十八丁六千軒の地といふ、草葺の小家もまじりて、見苦しき町ながら、佐賀侯の御家法にて、此國に生れては、他國へいづることを自由ならず、用事勤番、學文の爲に上京、其外要用の事ありて他國するにも、御定めの年かぎりありて、若し遲滯して歸國すべき年に歸らず、年限過れば罪せらる法なり、人一人にても減少すまじき法にて、他國にはなき制度なり、抑國法家法といふは、天下の法ならずして、勝手づくの私の法なり、されば其國其家の罪人にして、天下の罪人にあらず、佐賀へは曲り〳〵て汝いりありて、海深くして五六百石積の舶船を入るといふ。

(水江)

水箇江（ミツカエ）　佐賀市の舊名なり、今舊城の東北を特に水箇江町と曰ふ。○鎮西要略云、龍造寺康家（入道定衍）號剛忠家於宗子家和、又修築別館於水江、而隱居、其三男曰兵庫助家兼、嗣水江家、水江館有羅漢之刹、設浦佐百口、讀法華一萬部於館内、而築萬部島、今佐賀城有之、萬部島是也。○肥陽軍記云、龍造寺家兼、去る永正二年、大乗妙典一萬部を執行し給へるが、天文十四年、既に九十餘歲、未曾有の難にあはせ給ひしかども、百日の中に大敵を亡ぼし給ふ事、是亦經王の威力によれりとて、再び萬部の讀誦あり、其結願今佐賀の東北にあたり、其地を萬部島と云ふ。又云、水箇江の家督は家兼の次男家門に傳へ、家門の嫡子鑑兼は、大友家に通じたり、村中の家督は隆信相續し、大内家に屬す、之に因り一門分裂の形を爲りぬ、隆信數年筑後に流浪し、天文廿二年、川副より攻入

り、佐賀城を取る、鑑兼即其所領を召放されて蟄居し、鑑兼の子家晴、後に所領を高來郡に受け、諫早氏と曰ふ。又云、隆信幼少にて沙彌たり、還俗の後も心を禪宗によせ、佐賀の西に、少武殿の舊館のありしを點ぜられて、一字の伽藍をたて、周防國正文寺の要室和尚を請待せられ、永祿八年、要室下着して龍泰寺を開く、又云、剛忠公墓、水江臨雲院に在り。

小津郷 (東津)

和名抄、佐嘉郡小津郷、訓乎都。○今詳ならず、或云佐賀市の西郊を小津と曰ふと、然らば加瀬村鍋島村井に本荘村にあたるにや、肥陽軍記に津東郷と云ふは、小津の東郷にや、太宰江末次等は其津東郷に屬すと曰へり、此臆説採るべくんば、佐賀市も大半は本郷の屬域にして、市の東部のみ巨勢郷なりしにや。按に國造本紀に松津國造あり「難波高津朝(仁德)御世、物部連祖、伊香色雄命孫、金弓連定賜國造」と注す、松津は一本松浦に作れど、別に末羅國造あれば、重複す、松は乎の誤にて、乎津國造に非ずや、此金弓連は天孫本紀に膽咋連の弟として、田井連佐比連等祖と錄す、佐比と云ふも即佐加の誤と想はる、乎津國造佐加連にて、此地方を治めし歟、抑肥前は佐嘉を以て中心緊切の疆土とす、而て古史に國造の見えざるは最疑ふ可し、是等の錯誤ありしが故ならん、後の研究を竢つ。(杵築國を參考すべし)

嘉瀬 (鹿瀬)

今嘉瀬村と曰ふ、佐賀市の西、本莊小城二水の間に在り、小城川一名嘉瀬川と稱し、天山に發源す。○鎮西要畧云、俚諺曰、俊寛僧都之童僕有王、與荒木乘觀相議、而來於加瀬云々、俊寛墓今猶在加瀬法勝寺。(今按、嘉瀬庄は昔京の法勝寺領歟)

太宰管内志云、嘉瀬は圖書編に肥前州客舍とある地にあたる、平家物語源平盛衰記に、鹿瀬庄と云ふ亦同じ、九州記に永祿十一年、龍造寺氏大村利泉を攻めむ爲め、鹿瀬庄まで發向云々。○盛衰記云、丹波少將は、鬼界が島を出で、心は強に急がれけれども、海路の習なりければ、波風あらくして、日數を過、同廿日餘にぞ九國の地へは著給ふ、肥前國鹿瀬庄は私には味木庄とも云けり、件の所は舅平宰相の知行也、爰に暫逗留して、日來のつかれをもいたわり給へり、湯あび髮すゝきなどせられければ、冬も深く成て年も既に暮、治承三年に成にけり。

鍋島

今蠣久八戸と合同し、鍋島村と曰ふ、嘉瀬の北にして、川上村の南なり、於保郷とも稱す、原野を於保原と呼ぶ。

野史云、鍋島氏其先は少貳氏に出づ、茂尙肥前本莊に居る(龍造寺記、陰德太平記、並びに茂尙を清久に作る)田傳邑の賊、茂尙二子清正清房と紅氈を冒に掛け標と爲し大に敵を破る、時に龍造寺周家蚤く卒し、其子長法師(後隆信)年尚幼而も家督を承く、清房妻亦死して孤鰥なり、周家の寡婦清房に謂て曰く、闔子幼にして孤依撫するものなし、卿の父子は非常の人なり、希くは妾之を存し以て闔子の昆弟となさんと、遂に相偶す、後清房入道して剛意と稱し、二子を生む、長は信房豐前守と稱す、次は直茂、俱に龍造寺氏の出なり、天正十年、織田信長の弑せらるゝや、直茂以爲らく、天下必ず羽柴氏に歸せんと、乃ち使を遣し贈るに南蠻國の猫子を以てす、秀吉大に悅び、書を作りて之を謝す、後終に秀吉に賴りて封侯となる。肥陽軍記云、享祿三年、大内方の將杉與連、東肥前に亂入しければ、新少貳冬尙田傳村に相さゝへて、爰を最期と戰けれども、少貳方遂に敗色に成て先陣の龍造寺も崩れんとする處に、誰とも知らぬ、赤装束のしや熊武者百騎計出來り、追懸る敵を切崩し、杉方思の外につき返され色めき立たり、少貳方討取首八百餘級、龍造寺剛忠歸陣の後、件のしや熊武者を問給ふに、本莊村の牢人、鍋島平右衛門尉清久父子一族也、年來かの所に居住し、いかならん次手もがな、武功をあらはして、一所をも安堵せばやと存する處に、此亂出來るを幸に討出て候へ共、中國方にや少貳殿にやと疑議をなし、本莊の神社に參り鬮を拈し參りて候と申さる、剛忠御感のあまり、其次男孫四郎清房を孫娘(家純の女)の婿にあはせ、則本莊の八十町を引出物にし給ふ。○史徵墨寶考證云、鍋島氏の祖未だ詳ならず、初め鍋島村に居る、因て氏とす、後本庄に徙る、龍造寺家兼鍋島清久を賞するに本庄八十町を以てす、鍋島氏の興る此に始る、清久の子清房龍造寺宗純の女を娶り、直茂を生む、直茂少より隆信に從て摧陷の功多し、其島原役より歸るや、政家召して蓮池に置く、後家國を擧げて之に讓與す。

八戸 (於保)

今鍋島村の大字なり、佐賀市の西北に接す。○鎮西要畧云、八戸下野守宗暠(肥陽軍記、作宗暘)者、自其先祖尚木肥前守宗貞、世爲國府執行(在滿國司之請)世知行於保郷、稱八戸、宗暠亦娶龍造寺隆信之姉、猶重緣而結親矣、然先年致讎寇、弘治三年、龍造寺隆信殺攝八戸宗暠、而焼討八戸城、畧取其領地、八戸新庄、於保益田、米角蠣久、成道寺、鍋島、加瀬諸隈等之村地、僅居諸隈氏而已。○元龜元年八月、鍋島信生大友勢を今山に襲ひ、一千餘兵を於保原に斬獲したる事、諸書に見ゆ、其首塚とて今に原頭に存する者あり。

神野

佐賀市の北郊を神野村と曰ふ、大字大財、多布施あり、西は川上川を隔てゝ鍋島に連接す、神野に鍋島閑叟公(直正又齊正)の置かれし山莊あり、無隈青山亭と號す、西北天山の重巒復嶺を望む。

大財

今神野村の大字なり。教育史料云、元祿五年、肥前の商人武富一郎右衛門咸亮宿願に因り、大寶村別莊の地を開き、聖堂を造構し、廟の傍に字を結び、講堂を[illegible]齋と名づけ、家塾を建て依仁亭と名づく、經傳を講習し五倫の道を發明せしむ、又云咸亮、佐嘉の町人なり、幼

より書を讀むとを好み、親に事へて孝あり、華麗絹帛を以て歳毎に京師諸寺に寄付す、其頃の事とや、肥前ハ國に三つの名物あり、一の宮川上社の大楠、長崎に蕃蠻の商船寄つるひけると、親孝行の一郎右衞門と唱へけるとなん。○把南草碣云、

一世之士、能以身擧於文運者、可謂偉矣、矧能以其家乎、我把南武富先生、蓋其人也、武富氏之先、出於明人、世居於肥前佐嘉、七世祖咸亮、就中村惕齋、受程朱學、當是時、闔藩年淺、佐嘉士風、尚武朴、元祿中咸亮請藩、建學園於大寶村、教授、佐嘉文運之開始此、先生幼好學、其志在繼述祖業、以家聲卓識競相砥礪、於是佐嘉文運大振、人材蔚出、戊辰以來多士擧自嘉、充於中興之朝、非顯謂先公之寵與、抑莫不因先生之風動也、嗚呼佐嘉文運、咸亮開之於始、先生振之於後、武富氏可謂能以斯文、興藩始終矣、先生諱定保、字元謙。

巨勢鄕(コセ)

和名抄、佐嘉郡巨勢鄕。○今古瀬(コセ)村存す、佐賀市の東郊なり、是なるべし、大字高尾(タカメ)、牛島、修理田等あり。○大日本農史云、佐賀藩士成富兵庫茂安、力を治水に竭し、其功續擧て算し難し、大坂の亂平らぐる後、藩主を勸め領内の水損を救ふの法を考へ、遂に新地を拓き水流を分派し、隄を築き水を潴へ、灌漑に供す、巨勢鄕の荒野高尾(タカホ)より尾崎まで一里半、常茅生茂れり、茂安百姓を集め、望みに任せ二町歩三町歩を割渡し、上佐嘉の一の江水筋に、石の大堰を作り、灌漑に便し、洪水のときは高尾川へ落す、依て巨勢鄕の野忽に田畑となる。

(古瀬)

(高尾)

肥陽軍記云、元龜元年四月、大友勢數萬を以て佐賀を取圍みしに、廿二日、隆信信生兩將にて、必死の矢さきを揃ひ、三千餘騎にて城東の高尾に出で、大友の先手を挑み、一戰の後くり引にす。

牛島(ウシジマ)

今古湖村の大字とす、佐賀の東部なり。○井樓纂聞云、龍造寺隆信已并諸池、降大村松浦有馬、勢益張、豐後聞之、以爲不蚤誅、必將侵掠旁郡、貽禍不少、以其本留守鑑連鎭成爲將、伐之、鎭成與從叔父義武子、統肥筑帥二十餘人萬五千人、永祿十一年十一月、營地牛之津、略三根基肄養父三郡、鎭成軍今山、臼杵式部軍高尾、以薄佐嘉、居二十餘日、隆信母桂嶽、夜召隆信曰、鎭成年少、始雖精勇、今當益怠、夜間出兵、明旦敵未起、戰之可敗也、隆信卽擐甲上馬、士相與從之、時十一月二十八日、夜寒甚、隆信自呼於道曰、速作粥食士、軍遂皆僨、夜半至境原、有兵一萬八千、黎明破陣鼓譟、鎭成猶未起、一軍驚擾、不暇走、鎭成自度不免、與親兵十四人、入妙光寺佛堂、閉戸自殺、死者九百餘人、隆信之出、桂嶽使城中老弱、每人執火炬、出東門外、式部老將、嚴備以待、敵終不至、明日昏暮、式部聞今山敗、悄然所貴、進佐嘉、兵多道亡、比晉城、甚二千人、隆信逆戰、至夜半、龍造寺家治率兵、從牛島、出其後、式部力戰死之。

若宮(ワカミヤ)

今湖、藤木の諸村と合併し、兵庫(ヘウゴ)と改む、古湖村の北に接す、西は神野村とす。(兵庫とは成富兵庫茂安が開墾したれば也)

肥陽軍記云、天文三年、大内勢陶道麒、少武冬尚を城原に圍む、龍造寺剛忠之を見て、鍋島、小川、福地、納富、百武以下を率ゐ、巨瀬、犬童、若宮原に出むかはせ、大内勢を破る、道麒滿山に在陣し、鬼角はかりて佐賀を責んとしける。

西峯院得海舟記　精里

西峯院、在府治之北、可隱對面峯山、歲二月、余與諸子出而過焉、階前有朽船、身長丈許、其材楠、其腹刳、卽今南海漁舠、號香木者、其底斤削痕隱然、詢諸、上古木邑大抵皆海、而有三島、屹如底柱、院其一焉、院所奉佛像、乃當時隨潮到岸、姓大島某、得之、創而事之、環院數十里、穿地尋常、卽鹵汐、其下海濤沓々、螺殼如積、水鹹不可以井、但三島地、則至今猶黃土、足以證所傳。

高木(タカキ)

今長瀬と合同し、高木瀬村と改む、神野の北にして、古國府の南邊なり。

高木氏は在廳吏の家にして、菊池と同祖、藤姓の家に出づ、中世當國の名家たり、族黨門葉甚廣大なり、肥前の間に繁衍して、草野龍造寺の二流最著る、天文の末年に、高木能登守鑑房、同胤秀等あり、東西高木と稱し、其家尙存す、鑑房、龍造寺隆信に誅戮せらる。○鎭西要略云、筑前守貞永、是高木草野、北野上妻、於保益田、成富等氏之祖也、季貞之仲子曰三郎大夫季平、子孫繁茂於肥前國、國分氏、長瀬氏、宮崎氏之先祖也、或曰龍造寺氏者、季平之子孫也、季貞之丈子、曰貫達、在日向、始稱木氏、貞永有二子、長曰宗貞、(或曰貞遠)號太郎大夫、諱(イミナ)名正源、(又曰宗貞)在肥前、始高木氏、以其家號氏號、兼掌河上之宮司職、於保、益田、八戶、河上、寶寺氏者、宗貞之庶流也、高木肥前守宗家者、宗貞之一男也、東鑑、文治三年三月、鎭國之供奉國兵之列、號高木大夫。○按に薩州比志島文書に「肥前國高木西鄕、山田莊領家惣地頭職」は阿蘇北條家の所有なりし由見ゆ、

長瀬(ナカセ)

今高木と合同し、高木瀬村と曰ふ。○鎭西要略云、永祿中、豐後軍放火神埼郡、押寄龍造寺、戶次鑑連吉弘鑑種、會於四代長瀬、而龍府之北、陣塚原(ツカバル)與水上(ミナカミ)、臼杵鑑速龍府之東、陣于姉村(アネムラ)、神代長良先驅到三溝(ミツミゾ)、鑑連陣高木社、鑑理屯長瀬社、繞之。○肥陽軍記云、永祿十二年、大友勢佐賀城を圍み攻め、城北は長瀬三溝まで、取詰めたり、四月六日、城中より百武志摩守の手のもの、三溝長瀬へ突きいで、一戰に及びけれども、利あらず歸城す。

(三溝)

深溝鄕(フカミゾ)

和名抄、佐嘉郡深溝鄕、訓布加無曽。○今高木瀬村、春日村、金立(キンリウ)村等なるべし、卽古國

府の地にして、川上川の東岸に在り、中世北佐賀及上佐賀と稱せる村落なり。高木系圖に、菊池貞永の子宗貞、肥前國深溝北鄕、甘南備峯城に住し、高木の祖たりと載す、甘南備峯、今春日村の北に在り。

(久池井)

國府址(コフ) 今春日村、大字久池井(クチイ)に在り、延喜式「肥前上遠國管十一郡、行程上一日半、下一日」と見ゆ。國郡沿革考云、肥前府は和名抄小城郡に在りと爲せど、小城に絕えて府址を見ず、佐嘉郡久知井村に遺址ありて、其國分尼寺并に惣社も此に在れば、小城に作るは誤ならん。

久池井の北に惣座(ソウザ)と云ふ字あり、川上淀姫祠の對岸にあたる、卽國府惣社の址とす、久知井の南に尼寺(ニジ)驛あり、卽國分尼寺の遺稱とす、又國府の事蹟は、鎭西要略に「文和二年、探題一色直氏、討肥前小城之門化、且略府中高城之封疆、屯仁比山、九月、菊池赤星與探題、於仁比山挑戰也、同十九日、於筑河田出(タテ)合戰、直氏之軍乘虛、陣於千栗船隈、於是筑前之官軍大起、探題以五千餘騎、明且擬踰背振山、官軍來圍直氏破之」など見え、本府の豐の次第は、又同書に見ゆ「文明元年、肥前國一揆蜂起、所々放火、焚掃社寺院、在家村落等、于時[illegible]寺、吉田圓明寺焚、小城岡小路町、一揆之一炬焦土矣、太宰府兵一千餘騎、來着國府、屯於尼寺、十二月、小城兵逐北、東至國府、一陣敗而殘黨不完、宗對馬守貞國、夜半出尼寺、府中兵潰亂、於是府中[illegible]兵燹、可惜可悔者、大昌寺[illegible]王尊[illegible]之遭兵火也、彼[illegible]道[illegible]往昔聖武天皇之勅願、而行基菩薩之所造也、九州第一之大佛也云云、國分寺之無上尊、善光寺之無量尊、北禪寺之觀世音、寶積寺之多聞天、一炬同爐、無不悲惱者也。

尼寺(ニイジ) 今春日村の驛名なり、佐賀市の北一里半、(神埼の西二里、小城の東二里、三反田の南二里)佐嘉川の左岸に在り、尼寺は國分尼寺の遺蹟にして、延喜式、肥前國正稅國分寺料三萬三千餘束とある者是なり、僧寺址詳ならず、風土記に佐賀郡、寺壹所、神埼郡、寺壹所僧寺と注するを見れば、神埼に國分僧寺ありて、佐嘉には尼寺を置かれし者に似たり。

玉林寺(ギョクリン) 尼寺驛の北、久池井に在り、禪宗、元中元年創建。鎭西要略云、鍵尼(カヤアイ)信濃守平高創玉林寺、僧無著爲開山、蓋無著者無外之高弟、洞家峨山之法孫、而永平六世之的傳也、今川了俊及子仲秋、寄封田爲寺料。

(春日)

甘南備(カンナビ) 春日村の北峯を甘南備と曰ふ、峯下に春日(カスガ)祠あり、卽甘南備神なり、三代實錄、貞觀十二年正月、肥前國甘南備神授位と云は是也、時に博多津に新羅賊船の出沒して、西海その警戒ありければ、二月特に勅使を發し、八幡大菩薩宮、宇佐、及び香椎廟宗像大神甘南備神に奉幣したまひ、告文をさゝげ給ふ、當時國家崇敬の特に厚かりし祠なり、鎭西要略に高木社とあるも、此祠なるべし。又同書云、延曆元年、甘南備峯人高野、爲肥前守、義敍達天皇之裔也、甘南備峯、今曰春日山、文治元年、肥前甘南備峯城主、高城大夫宗家、賜御敎書、而爲[illegible]、稱肥前守押領使、文永七年、釋蘭山、與[illegible]開肥前高城山基址、(山名甘南備峯、往昔高木氏築城)創一[illegible]、是國分氏藤原後之封內也、北條相州時宗、爲[illegible]之力、遂以成、其後賜勅額高城護國禪寺、蘭山聖一高弟也、亦入大宋、扣[illegible]、傳來一枝法、住承天住東福、開鑑禪師是也。○太宰管內志云、春日山の高城(カウジヤウ)寺は、一名護國寺、文永七年、開山鑑禪師[illegible]の開基にして、龜山上皇の勅願所、鎌倉殿の本願に成り、由緖明白の古院とす、古文書多く傳はれり、今に臨濟宗を奉し、山門に勅賜高城護國禪寺と題額す、寺領九十石を有したりとぞ。

(高城寺)

久知縄嶽(クチナハ) 甘南備峯金立山の邊の一岡なるべし、或は云ふ久知井の說誤と。○大友記云、龍造寺山城守隆信は、大友居形に叛き、大身なれば他家をたよらず、一族を以て大勢を催し、筑後表へ出ると聞えければ、大友より戶次吉岡被遣、龍造寺へ押寄せ、神埼姉さかい原、久知縄岳に陣を取、大友先備龍造寺今山大願寺口に備を立る、山城守隆信弓矢をとりて器量なれば、見切をよくし、城戶を開き、鬨をもあげず、つと出て先備を追返す、其時久知縄岳に控へける戶次伯耆守、横合に入、肥前勢を追かへし、城內に追込、簡を揃へ打ければ、又出る事を得ず。

今山(イマヤマ) 是も久知縄嶽の邊なるべし、仁比山にやともおもはれ、川上村にやともおもはるれど、肥陽軍記に見ゆる所ありて、金立山の附近と推測せらる、其實如何、一書に小城郡今山と錄す。

永祿十二年正月、豐侯發前豐筑後兵、并前年所遣今山戍兵、三萬餘人、仍軍今山、業以菊池鎭成之敗、頗懼、吉岡子曰、勝敗在人、此使地可據、無往可也、隆信率兵二萬、拒豐師、二月至三月(二月當作正月、三月作二月、今據御感狀改之)壓城姉境原間、隆信懼、遂講平、吉岡子曰、必欲媾納質而後可、隆信乃以其弟與前爲質、(按本書以隆信爲三月三日、御感狀三月二十三日戰於神崎、當在二十三日後)隆信及其族、來見豐府諸將於鮫嶽、遂引兵還入城、豐師亦還歸、九州治亂記、九州軍記、大友興記略同、惟陽記係元龜元年、且以爲豐師已至、與隆信爲媾和、誤矣。(井樓纂聞)

(金立山)

金立(キンリフ) 春日村の北東を金立村と曰ふ、大字千布、藥師丸などあり、金立(カナタテ)山は甘南備の上方なる高嶺にして、北は背振山の山谷に連接す。金立は國俗實上山と呼び、秦人徐福來投の時、その跡をとゞめたる靈地と傳へり、金立神は山中に在り、三代實錄貞觀中授位の事見ゆ、佐賀市の北二里半。

肥陽古跡記に、佐嘉郡金立山(カナダテサン)實上寺は、孝靈天皇七十二年、秦始皇第三皇子、徐福太子の垂跡にて、三社權現と顯れ給ふ、權現來朝の時、金銀珠玉を飾乘船、童男童

女七百人、歌舞音樂を調へ、肥前國寺井津に御着船有り、浦人滿を奉て饗するに、太子喜て盃を浮へて與させ給ふ、其濱に島となる今の盃津是なり、寺井津より白布千端を引はへ、其上を踏て御輿を通し、金立山に移奉る、此千端布を集て蠶を養ふ千布里と云。

蜷打（ニナウチ）

今詳ならず、天授中の古戰場にして、肥前國府の郊野と想はる、又深堀文書に千布蜷打とつゝけたる句ありて、金立山下とも推測せらるれば、此に係く、阿蘇文書には、筑前國蜷打と錄す、肥前の誤なるべし。

大日本史云、菊池武朝、天授中奉將軍宮、進陣肥前府、三年、大内義弘奉豐前豐後兵來攻、武朝迎擊、大戰于蜷打、我師敗績、植田宮壽害、菊池武義武安等死之。○肥後國志云、專當詞者曰、天授三年秋八月十二日、大内義弘率三豐之兵、寇筑前蜷打、菊池武朝發兵役之、（武朝并實壽申狀、阿蘇文書、年月日據大日本史、引後愚昧記）。

菊池武朝申狀曰、其後、武朝奉屬將軍宮、令在陣肥前國府、兼爲方計畫之處、今川仲秋（號貞世）相率松浦以下之凶徒、打出博多之間、指遣肥後國守護代武國（實壽申狀、此下有武光實安二人）致大渦合戰、追散仲秋畢、又大内義弘、豐前豐後兩國之凶徒相共押出之間、於蜷打陣致合戰、武光舍弟武義入道自圓、并武安討死畢、然而後了俊一類、大友少貳大内兄弟數千騎、寄肥後國之間、於詫摩原、天授四年九月、武朝十六歲之時云々。

一書云、菊池軍記に武朝水島詫摩原の戰功を詳叙し、文中二年七月の合志郡の戰、又同年十一月筑後市塚の戰を畧叙せり、武朝申狀云ふ所大繩蜷打なるものと異同を知らず、軍記は更に足利義滿親から十七萬の大兵を率ゐて下向し、菊池も亦六萬騎を以て太宰府に出張し、先陣は長門に渡りて足利勢を咲る、然れとも一味の官軍多く叛きて敵に應し、軍一萬に減ぜしを以て、退て高良山に籠り、大に義滿と戰ふ、細川賴之義滿を勸め、菊池をして肥後一國を保たしめ、和を講して歸京すと記せり、武朝申狀と合はず、要するに筑後實壽申狀に曰く「去文中年中、今川貞世仲秋、大内大友豐前豐後勢を率ゐ發向せしむるの間、蜷打陣に於て遂に合戰し勝利を得」とあるは、此申狀と符合せり。○阿蘇家傳云、按に應永三十年惟郷（惟村大宮司の子）の訴狀に、

「惟兼曾祖父惟武者、惟村弟、爲不相續仁、宮方仁屬加、菊池同心仁致不忠、於筑前國於蜷打討死畢」云々、

とあれば、此時惟武の王事に死せしは疑なき事なれども、此役の事他に考る處なく、年月さへ詳ならず、武朝申狀に據れば蜷打より引續に、少貳大友今川大内等勝に乘して肥後國に攻入り、詫摩原まで寄來し樣にも見えて、詫摩原合戰は天授四年九月なれば、蜷打の役は四年八月かとも思はるゝなり。

千布（チブ）

今金立村の大字と爲る、尼寺驛の東に接する邑也。

○肥陽軍記云、筑後の神代對馬守と云人沒落して、肥前に來り小佐賀の千布の村長、陳内氏に入聟と爲り、其子を新次郎勝利と曰ふ、勝利兵術を稽古し、北分山内を巡り、四百餘人の弟子を取り、後に弟子と心を合せ、山内を領したり、勝利龍造寺隆信と數年敵對の後卒去しければ、隆信の臣納富但馬守の計ひにて、誓書を渡し、和平と爲る、然るに納富千布を夜討しければ、勝利の子長良逃れ出て金立山に入り、畑瀬に籠り、諸方へ働く、神代二代二十年の間、龍家の爲めに山内を侵されざりしも、のち鍋島信生公に就きて歸伏したり。

和泉（イヅミ）

今川久保と合同し、久保泉村と改む、金立の東に接す。肥陽軍記云、天文十四年正月、馬場賴周龍造寺一家の人々を追落す、其幼兒六郎次郎周家、三郎家泰等は少貳冬尚へ參謝の爲めに、和泉坊に旅宿せり、其夜馬場より和泉村の北、祇園原に伏兵し、悉く龍造寺の子息を討取る。

川久保（カハクボ）

今和泉と合同し、久保泉村と改む、東北は神埼郡仁比山背振山の諸村に連接す、古昔に河窪に作り往々散見す。○人類學會雜誌云、川久保村に横穴多し、高原の地に在て、其數算て數ふべからず、而るに此等古墳は、近頃村人の開に發堀する所となり、完全のもの今識に僅少なり、墳中より土器、金銀耳環、曲玉管玉、刀劔馬具等を出せり。

川窪學舍次序階韻　錯里

春半青山郭、條寒隊白雲、門臨樵牧路、堂有侍華群、深井鑄茶美、幽窓讀書薫、齋閑通雨夜、朗誦六經文、

北山（キタヤマ）

佐嘉川の水源にして、山中十方里許の地を指す、南に金立山、甘南備峰、祇園山等連亘し、西に天山、佐嘉川等ありて松浦郡界を限り、北は背振山の脈を以て糸島郡を限り、東は背振山を以て早良郡神埼郡と相分つ、今松梅村、小關村、南山村、北山村、三瀬村の五と爲し、佐賀小城神埼の三郡に分隷す。

鎮西要畧云、神代勝利、八戸宗暘、一味而楯籠北山、山中之爲地也、東西七里、南北五里、皆深山切所、而所謂要害十四城也、所以隆信容易不能果攻焉、先是、隆信率取春日山城、而令北村但馬守之、此處據山中也、一族小川筑後守信安守之矣、永祿元年神代大和守勝利、去冬敗龍造寺隆信之軍於金敷城、又取春日山城、亦據府中、高木、千布、土生、生島等、相對於龍造寺云々。○肥陽軍記云、神代大和守勝利は北山に廿六所の要害をかまへ、龍造寺の敵なり、我身は畑瀬城に在り、子息長良をば小佐賀、千布城に置く、永祿八年、勝利畑瀬に卒去、此人は筑後の牢人にして、物部氏とぞ本はる、弓矢取て隣國にならびなき兩將也。

三反田（サンゾンメ）

今松梅村と改稱す、大字松瀬、梅野あれば也、佐賀市の北四里、川上川の東岸に在り、三反

田の北に小副川、關屋の二村あり、今合併して小關村と曰ふ。

古湯（熊之川）　今畑瀬、熊之川と合併し南山村と改む、三反田の西一里半、天山の東北麓なり、温泉あり、川上川の西岸に涌出す、單純泉、温九十六度、二源あり、浴池を五區に分ち、浸浴の設備を加ふ、熊之川温泉は古湯の東十餘町に在り、單純泉、温一百度、山中の寒村なれど、四近の郡邑より、來浴の客、常に旅舍に滿つと云ふ。○三代實錄、貞觀中、肥前温泉神授位の事あるは、此にあらず、高來郡温仙嶽の事也。

郡中、退保南二子赴熊河、古湯村亦在近、皆有温泉、　佃川

逍遙自河上、一路絡尋源、花點香桃樹、聲聞雞犬村、到巖樵逕絕、背水浴場多、投宿春寒意、幾達聽渡過、

畑瀬　古湯の北一里、今南山村の大字なり。○鎭西要略、永祿四年、神代大和守勝利、辛於畑瀬山城、與子神代長良、依和議、出山中、居于千布城、龍造寺隆信聞之、長良經石尾山、落著畑瀬城、越山部乎筑前、隆信逐神代於他邦、略得其封領、入軍兵於三瀬畑瀬小副川等城、戍其境。

三瀬　今三瀬村と曰ふ、三反田驛の北三里、肥筑の國界にあたり、雷山背振山の中間に位置す、分水嶺は三瀬驛の北半里にして、北流は早良川と爲る。○此山隘は、福岡佐賀の捷路なるを以て、龍造寺氏の此より北侵したる事、古書に見ゆ。明治七年の佐賀の亂、暴徒三瀬山を塞ぎしも、福岡士族官軍の先鋒と爲り之を破る、明治十年、福岡士族の亂を作すや、早良郡に戰ひ、敗れ三瀬山に退保し、更に山徑を求め、田代に向ふて走れり。

佐嘉川（川上川）　又川上川と曰ふ、三瀬村大字藤原の東、背振山の麓に發し、西南流、無津呂川を併せ、南流古湯に至り、東流三反田に至り、南流川上川の名あり、川上春日二村の間を貫き、佐賀市に向ふ、又多布施川の名あり。此河往年疏鑿の舉あり、舊來灌漑の利を加へ、支流分渠甚多し、其佐賀市に入る者は東に折れ、蓮池に至り千年川に入る、又佐賀市の南を繞り海に入る者あり、凡此水其源を去る、十二三里にして、海潟に歸するごとし。風土記云、佐嘉郡西有川、名曰佐嘉川、年魚有之、其源出郡北山、南流入海。

山田郷（川上）　和名抄、佐嘉郡山田郷、訓也萬多。○今川上村是なり、大字山田存す、川上淀姫祠あり、此神は風土記に川上荒神、又世田姫神と載せ、地方の大祀たり。

風土記云、佐嘉郡西有川、曰佐嘉、川上有荒神、往來人半生半殺、於茲縣主等祖大荒田、占問、于時有土蜘蛛、大山田女、狹山田女、二女子云、取下田村土、作人形馬形、祭祀此神、必存應和、大荒田卽隨其辭、祭此神、神歆此祭、遂應和之、於茲大荒田云、此婦如是、實賢女、故以賢女欲爲國名、因曰賢女郡、今謂佐賀郡、訛也、又此川上、有石神、名曰世田姫、海神、年常(謂鰐魚)逆流潛上、到此神所、海底小魚多相從之、或人畏其魚者、無殃、或人捕食者、有死、凡此魚經二三日、還而入海。○大同方云、肥前國河上神社之造之家方、寒河路藥云々。

淀姫神社（河上神社）　今國幣中社に列す、川上村に屬し、佐賀市の北二里、佐嘉川の西岸に在り、風土記に川上の荒神、又は海神世田姫と曰ふ者是なり。三代實錄「貞觀二年、肥前國與等比咩大神授位」、延喜式、佐嘉郡與止日女神と載せたり、中世は專ら川上一宮と稱し、尊崇一州に冠たり、境內は老楠森々として、天日を蔽ふ。神名帳頭註云、風土記曰、人皇卅代、欽明廿五年甲申、肥前國佐嘉郡、與止姫神有鎭座、一名豐姫、一名淀姫、乾元二年記云、淀姫大明神者、八幡宗廟之叔母、神功皇后之妹也、三韓征伐之昔者、得干滿兩顆、而沈異賊之凶徒於海底、文永弘安之今者、施風雨之神變、而摧幾多賊徽於波濤。○按に、淀姫は海神の女豐玉姫を稱へたる也、神功皇后の妹など說くは、後世の附會のみ、然れども是も八幡大神を應神天皇に混同したるに由る、宇佐緣起に「神功皇后借干珠滿珠於龍王、投此珠于海、而三韓降服、二珠奉納肥前國佐嘉郡河上宮、干珠白色、滿珠靑色、長各五寸許也」などとも錄す、龍王とは謂ゆる海神にあたり、佛家之を沙竭羅に附會する者あり。○太宰管內志云、淀姫の神殿の東に、乙大明神あり、本地文殊にして、御神體は四方二丈許なる大石なり、淀姫の乙の御妹におはします由云傳へたり、峯高くして松靑く、大河左に流れて岸遊々たり。

水上山寺　川上村に在り万壽寺と號す。鎭西要略云、大治五年庚戌、水上山有異僧、曰普任上人、搆密壇、灑五瓶、鑄布台教、修不動明王法、一日天降寶劍、普任齊瑞入朝、勅復水上、且賞調焉、因爲秘劍寢閣中、仁治二年辛丑、釋圓爾之徒、神子榮尊、修水上山皐房爲禪苑、萬壽寺是也。○一書云、肥前川上村に水上山公主萬壽寺といへる寺院あり、開山を神子和尚と云、これ卽安德天皇にて渡らせ給ふと也、寺傳に云、昔安德天皇西海にて戰ひ敗れし時、二位尼及び郎等五六輩とゝもに、此川上に逃れ來り、帝御歲二十になり給ふ時(建久八年)出家し給ひ、入宋まし〳〵、後歸り給ひて、此所に一寺を建て萬壽寺と云、寺內に寶劍堂と云あり、こゝに寶劍を安置す、箱の長さ一尺五六寸計もありと云、古來より開く事なしといへり、これは三種神器の一にや、さらずば帝の帶給ふものなるべし、寺の邊に二位尼村と云所もあり、扶桑僧寶傳には神子和尚は聖一國師の法嗣にて、父をは平判官康賴と曰ふとあり。肥陽軍記云、天文十四年正月、馬場神代等、龍造寺一家のものを追落し、豐後守家純、和泉守家門、孫三郎純家の三將を河上に圍む、三將は筑前に落行かんとて、其路

夜止日女(コドヒメ)の社内に入り、防戰も術なく、同時に自害す、供の人々百餘人皆討死しぞ、其三月、龍造寺入道剛忠、筑後より歸り旗を擧げ、馬場を攻めらる、馬場は祇園山に籠入り、天命や盡されけん、黒岩と云所より栗を見損じ道を迷ひ、大願寺に出てにけり、今は力及はず、川上山に逃入るを、社家寺家のもの神敵なりとて打殺さんとする間、逃出て鬼塚の中に隠れたるを、加茂飯正と云者に見出されて殺さる。

池上(イケノウヘ)　今川上村の大字なり、鍋島村に隣接す、字佐大鏡に見ゆ、肥前國光納領、奈良田村、平方村、池上村、澤村、原村、新子村、山田など載す、奈良田以下今詳ならず。

防所郷(バウシヨ)　和名抄、(高山寺本) 佐嘉郡防所郷。○今詳ならず、サキモリと訓む歟、又は音讀してバウシヨと曰ふ歟。三根郡上峰村に坊所(バウシヨ)と云ふ地名あり、參考すべし。

小城郡

小城郡(ヲギ)　佐賀郡の西にして、南は筑紫海、并に杵島郡に至る、西北二面は東松浦郡并に北山に至る、今二町十三村に分ち、郡衙を小城町に置く。和名抄、小城郡乎岐と訓じ四郷に分つ、又國府を本郡とすれど、佐嘉を誤れる者の如し。風土記云、小城郡、郷漆所、里二十、驛壹所、昔者此村、有土蜘蛛、造堡隠之、不從皇命、日本武尊巡幸之日、皆悉誅之、因號小城。

川上郷(カハカミ)　和名抄、小城郡川上郷、訓加波加美。○今小城町并に岩松村なるべし、加瀬川の川上なれば也、東は佐嘉郡山田郷に隣る。

小城(ヲギ)　今小城町と曰ふ、佐賀市の西北三里、祇園川(加瀬川)の西畔に在り、戸數八百、舊鍋島支封の城邑にして、今郡治を置き、城址を櫻岡と曰ふ。

祇園山(ギヲン)　小城町に在り、山下に八坂神を祭る、近代鍋島家の支封之に居り、七萬石を領知す、古書に小杵山と云ふ者蓋是也、千葉氏創築し、天正中亡ぶ。○建武の亂に、肥後阿蘇惟直(宇治氏)菊池と共に、足利尊氏を筑前多々羅濱に拒ぎ、惟直重創を被り、小杵山に走り自殺す、懷良親王の西下に及び、東國千葉刑部大輔胤貞之に從ひ至り、肥前の國事に當り、先祖の由緒に任せ小城に居り、子孫世々家を保ち、祇園晴氣の二流と爲る、文安中胤鎮、杵島佐嘉の隣境を併せ、稍強大なり、而て庶流晴氣と相協はず、喜胤に至り、天文中有馬氏の來侵あり、杵島郡を略取せんと欲するなり、龍造寺家門之を聞き、喜胤をして威を小貳氏と行はしめ、小貳冬尚の弟を以て喜胤の嗣となす、是を胤頼とす、冬尚も連和し、兵威頗張る、晴純兵を收む、後喜胤家門と謀り、松浦氏を伐つ、毎戰克たず、天文十二年喜胤自殺す、胤頼永祿二年に至り、龍造寺氏の殺す所と爲り、少貳氏と共に家亡ぶ。○肥陽軍記云、天文十四年、馬場頼周龍造寺の諸人を討取り、是に小城表に出張り、千葉胤頼に會して、晴氣の城主千葉胤連を逐出し胤頼を移し、又祇園山を修理しけり、是は新少貳冬尚を移さんが爲なり、修理の事未だ終らざるに、龍造寺入道筑後より歸國し、胤連に牒し合せ、祇園山へと寄せけるに、頼周の子六郎政員と森川の邊に合戰あり、政員大外ヶ里に討死す、龍造寺彌進て祇園山に押寄す、頼周聚集めたる民ともにては事叶はず、城の東北屏風の如くなる所より下り、北をさし山内へ落行きしが、道路たがひ大願寺に出にけり。○慶長中鍋島信濃守勝茂、二男元茂に新に七万三千石を分與し、小城に居く、子孫世襲、明治の新に至る。

松尾(マツノヲ)　今岩藏と相併せ、岩松村と曰ふ、小城の北にして、山村なり、曆應中、日祐上人開基の法華道場あり、今山大願寺も同所歟。(鎌倉大草紙云、千葉胤貞上洛して吉野へ參り、征西將軍の宮御下向の時、御供して九州へ下り、肥前國をも知行しけり、千葉日祐上人も九州に下向して、肥前國松王山を建立して、總州の中山を引て、末の世まで此所を中山を、兩山一寺と號す。)○肥陽軍記、元龜元年、大友家數月の間、佐賀を攻めけれど、力足らず、更に舍弟八郎親貞、二千餘騎にて肥前に入り、小城郡今山大願寺に陣す、寄手の惣大將たり、城中に鍋島信生納富但馬守此手に向ひ、八月十九日納富は於保村に大友勢と一戰す、其夜信生森川(川上川の末也)を渉り、五十餘騎にて江頭村に至り、村民を募り兵と爲し、小城郡の藤折に至り天明けたり、即山に攀ち親貞が陣所の北なる山より攻下る、於保に備へし二千餘騎同時に攻寄せ、大友勢八方に迯げ散り、親貞も討れぬ、大友陣總崩れと爲り、佐賀の圍を引拂ふ。

圓通寺(エンツウ)　今岩松村大字岩藏(イハクラ)にある歟。○鎮西要略云、弘安元年、肥前國小城郡、三間(ミマ)山圓通寺造營、本國僧岩藏之徒也、千葉介爲檀家、若納禪師爲開山、其後物外禪國寺之類、亦是稱海西法窟、鎌倉建長之流也。○佐賀史料云、雨夜乃伽日、勝茂公の御代まで儒臣もなく、沙門にのみ文章など書く人はありしならん、その頃三間山圓通寺瑞岩和尚文字に達したるにてや有けん、高傳寺釋迦建立の記文など此史に御ありて書れしと見えたり、家老多久美作守茂賢(領知貳万千六百石、多久邑主なり)は七歳の時より長老に相付勤學なり、當時國家の文學を嗜しは茂賢を以て始とす、綱茂公興學文を好せ玉ひ、聖堂を[illegible]に始

(岩藏)

めて建玉じ、春秋の釋奠おこなはる、實松元琳其時よりの祭酒にや。(三開坂を見よ)

天山(アマ)　岩松村大字岩藏の西北に當り、小城松浦の交界に當り、峰嶺重疊し山谷廣し、山中に清水流あり、高三十五丈、祇園川の水源なり。○三代實錄に、仁和元年、肥前國天山神授位の事見ゆ、鎮西要略云「康保二年、牛尾山僧祠隠北山、祭辨財天於天山」と、天山神を佛家にて辨財天に轉じたる歟。○太宰管內志云、天山神社は小城郡にあり、奥院は綱山神社の奥院と一なり、(綱山、佐嘉より西北五里許にあり、是を本山の社と云、のぼり一里半ほどあり、小城の城下よりも二里ばかり)座主を岩藏寺と號して、岩藏村に在り、天台宗にして聖一國師出産地なり。

牛尾山(ウシヲ)　天山の別嶺にして其南尾なり、晴氣村に近し。鎮西要略、延曆十五年、肥前牛尾山若王子權現垂跡、依和遷寺、號高園神宮寺、是也、依[illegible]本四別當、開山長[illegible]也、延久元年、大職僧正常實僧正、師弟自[illegible]野來、入牛尾山稲長寺院、學寶者善山院第三之宮也云々。○天文中、千葉胤頼牛尾に要害城を築きたることあり。

晴氣(ハルケ)　小城町の西北一里、今晴田里と合同し、晴田村と改む、昔晴氣保と稱し、鎌倉幕府以降、肥前千葉氏の本據たり。宗像文書に「讓與肥前國小城郡、晴氣保地頭職事、藤氏女、童名千手、今者號宗像女房、右件宇者、隆景曾祖父尾張少將隆頼、有事緣、自鎌倉故右大將家所賜也、因茲隆頼讓息男成兆、々々讓息男隆朝、々々讓子息隆景、(童名彌鶴)四代相承領、無相違之次第、關東代々御下文明白也、而藤原氏者、爲同父一腹妹之上、任亡父遺言、相副御下知度讓文等、永所令讓渡之狀、如件、文永六年八月廿一日、權律師隆景判」とあり、此外晴氣保事は正和元年、嘉禎三年、承久三年等の讓狀にも見えたり。(太宰管內志)

北肥戰志云、右大將の時、千葉介常胤は、鎮西の鎮撫にて、關東の所領の上、肥前國小城郡晴氣保を賜はりしより、子孫代々當郡の地頭となりぬ、常胤六代の孫賴胤、去ぬる文永年中、蒙古武備として當國へ下てありけるが、同十一年の冬、蒙古を打ち疵を被り、其手不癒して翌年三十七才にて失せぬ。○按に、千葉氏延元興國の際、胤貞宮方として小城に居る、其後胤貞の一系晴氣城閣の二流に分れしに、前後[illegible]の次第は詳ならず。○野史云、千葉胤連世々晴氣に居る、祖父胤資は小貳政資の[illegible]也、明應六年、政資大內氏と戰ひ敗れ、胤資して晴氣に遁る、大內氏の兵來り圍む急なり、四月胤資遂に戰死す、政資多久城に奔る、胤連の父を胤勝と曰ふ、其[illegible]山に[illegible]者を予稱す、天文十四年、馬場頼周少貳冬尚の命に託し、千葉[illegible]山城主と相[illegible]、胤連を逐ひ晴氣の[illegible]を奪ふ、胤連出て走る、已にして胤連頼周を圍み之を殺す、十六年、胤連[illegible]寺の族と城原城を攻む、冬尚防禦する能はず、筑後に走る、是の時胤連松尾城に據る、族長[illegible]中尾に據き之に據る、兵を發ひ相抗す、永祿二年正月、胤連[illegible]龍造寺隆信と兵を晴氣城を攻む、[illegible]戰死し城陷る、胤連小城郡を併合するを得たり、有馬氏來攻、又龍造寺の援に因り之を退す、千葉氏遂に龍造寺の臣下に歸す。

過晴氣村千葉氏故壘　　[illegible]川

鄉里[illegible]心偶獨行、小春天氣未陰晴、無邊落葉存喬木、一片荒山是古城、田野租牛[illegible]、風塵土[illegible]、[illegible]常百姓[illegible]多少、定是當年[illegible]兵、

字佐宮古文書に「太宰府目代遺宗申條々、府[illegible]進[illegible]實料所、肥前國小城郡東方所課事、右地頭千葉太郎胤貞、對捍之間、度々[illegible]、尚以無[illegible]、云々、正中二年正月、相模守、武藏守在判」とあり、海東諸國記に「肥前州千葉殿、已[illegible]遣使來朝、居有小城、北距[illegible]十五里、民居一千二百餘戸、正兵五百餘、書稱肥前州小城、千葉介元胤、約歲遣一船」。

甕調郷(ミカツキ)　(三日月)　和名抄、小城郡甕調郷、訓美加都岐。○今三日月村なり、小城の南に接す、三日月村の大字は三ヶ島里(ミカシマガリ)、織島里(オリシマガリ)、久米里(クメガリ)など、皆小部落なり、蓋古への郷里の里の遺稱にして、千年の古俗を存する者とす、本國風土記に、其稱幾郷里幾何と錄す、即之を曰へるも、一郷は三里以下に分つを古法としたり。

宇佐大鏡云、肥前國赤自庄、田廿四町二段卅、永承元年立券定、大楊庄、田八十三町一反、承曆五年立券定、大町庄田七十町八反、寛弘三年立券定、(これは小城郡の内にや)同書に又、

小城東西田數三百七十一町云々、當時宮召定、

大楊得久六十町、赤自光納入田三十町、小城東西百六十町二反、伴部郷七十七町五反、

件者本國領也、而自本領主大監[illegible]時廣之手與見物、以延久五年買得沽券云、

畠三所、一所[illegible]原田村、一所福所村、一所江津村、田五百八十三町內、甕調郷百七十四町、伴部郷四百九町、

又立券注文云、

小城郡甕調郷拾玖町[illegible]段二丈、

四條四十五町二反、[illegible]里、[illegible]町里、杖原里、

五條四十六町二反、治田里、[illegible]田里、下神田里、

荒田八十五町。

伴部郷(トモ)　和名抄、小城郡伴部郷、訓止毛。○今詳ならず、牛津邊にや、又は別府などの邊歟。

宇佐大鏡云、延久五年、大監[illegible]時廣沽券注文云、伴部郷六條五十二町二丈、七條、六十一町八反、荒田二百六十五町八反、右荒揃記之。

祇園川(ギオン)　天山に發源し、南流、小城町を過ぎ、三日月の南に至り、二派と爲り、其左流を加瀬川と

曰ひ、右流を塩川と曰ひ、久保田村を拘擁して、海に入る、長五里。

久保田 今德萬、久富等を合併し、久保田村と曰ふ、小城の南一里半、加瀨(佐賀郡)の西、牛津の東に在り、南は海に至る。

肥陽軍記云、天正十五年、關白豐臣家九州入御の時、龍造寺政家公鍋島信生公、高良山に御在陣あり、則先陣を被仰附、薩州に入て軍忠をつくし給ふ、其後政家公御病氣故、天下の御宮仕不叶、小早川殿を以て、鍋島加賀守直茂公(信生公なり)に御家を御相續あるべきよし、御訴訟あり、殿下聞召され、政家公は久保田へ御隱居ましましけり、又云、龍造寺隆信公武運の後鍋島家と和平の後、彼家の實子須古次郎隆聞をば久保田に置かれしが、狂氣して隱せられけり。

牛津 今牛津町と曰ふ、人口四千三百、鐵道車驛にして、佐賀の西六哩、相傳ふ、永祿の頃龍造寺有馬の南氏、牛津川を以て疆士を分てりと、牛津川は、驛西の多久川を指すならん。〇明治七年二月、佐賀征韓黨の亂に、海軍水兵長崎より上陸し、廿七日牛津驛に至り、初て敵に會ふ、黨徒將に橋を撤して官軍を拒がんとし果さず、遂に潰散す。

牛津　草場佩山

晩雨牛牧撲來時、乘商風檣水淸飛、商來女伴歡相和、十里城塘蔓子肥、

牛津の南なる丘崗を蘆刈村と呼び、西を砥川村と曰ふ、砥川は杵島郡佐留志の西北に接す。

多久川 西多久村、板屋の西鈴嶽山に發し、東流牛津に至り、南に折し牛津川と稱す、砥川村の南に至り、武雄川と會し、筑紫海に入る、長七里。

別府 今東多久村と稱す、小城の西一里半、多久川の畔に在り、別府の西北を多久原と呼び、山野荷貫し、小侍嶺を踰ゆれば、東松浦郡に至る、別府驛より厳木驛まで二里半。

(符別)

宰佐大貳云、肥前國字高來別符、田數百三十町、宮司知地子、起請田定百町、百石、半不輸、件別符、本府之也、而帥□□府當官之例、建立室舍、始行法華三昧、今寶通中大貳當是也、彼佛□燈油調度、直預水仕等供料、永奉寄也、府政所牒、康和三年十月、帥卿判文、康和四年六月。(今の多久別府村は、昔名高來別符なるを知るべし)

高來郷 和名抄、小城郡高來郷、訓多久。〇今多久村、西多久村、(莊屋)北多久村、東多久村、南多久村(長尾)等これなり、延喜式に高來驛を載す、是は國府より此に來り、杵島驛田に向へるなり。

多久 今多久村と曰ふ、別に東西南北の四村あり、小城の西南三里、武雄の東北三里とす、鍋島家の時、龍造寺長信の子孫を以て邑主とし、多久一萬石を給したり。

梶峰 多久村に在り、多久氏□□□り、天八幡大神を祀る、多久邑は、中世に□後□氏にて、近代は龍造寺族たり、共に多久を氏號とす。(□□六年、□武次貞、大内氏に滅せられ、多久□□門□宗時に傳る、宗時之を誘殺す、其跡□□寺に在り、政貞の子宗元、本□□□峰に居り、天文五年卒す。肥陽軍記云、多久氏の先祖は鎌倉家公の時には、多久太郎宗直と號し、在鎌倉してありけるに、朝□三郎と御前にて相撲をとらせらる、宗直八幡宮に祈りたる利生にや、勝利得たりしかば、歸國して則八幡を梶峰に勧請す、さるべき弓取にて、代々相續したりしが、永祿七年の頃に至り家絶ゆ、其比多久氏龍造寺の命を背くにより、和泉守長信(隆信の弟)を遣され梶峰を宛給ふ、長信之を賞翫し、卽之に居給ひ、松浦有馬の押へとなす。

同多久書君、謝桐野、次韻、　　[illegible]

梅溪之□約疏蘭、滿寺秋風桂氣淸、□□□□□□□、
□□□□夕□□、詩賦□旨傳同默、論入層雲山今夏、
自笑半生詩大業、可無今日望長顏、

肥陽軍記云、元龜元年の比、小城郡梶峰の城代、小田鎭光、龍造寺に□□□□司、大友家の手引しければ、大友勢引拂ひ後、龍造寺家より□島へ軍兵押寄せたり、此城は與西和尚の中興にて、開山不分明也、隨分の要境にして、地下人多かりしが、終に叶ふべき樣なく、灰燼と爲る、本寺は寄士寄進にましまし、其傳說のみのこりけり。

杵島郡

杵島郡 北は小城、東松浦に至り、西は西松浦、東彼杵に至り、南は藤津郡に至り、東は筑紫海なり。郡界山河に由り、武雄川の水系を以て境内とす、今一町二十三村に分ち、郡治は武雄町に在り、長崎佐世保と佐賀を連絡する鐵道、郡を横貫す。

杵島は和名抄志島と註し、同郷に分つ、近世文字に由り、岐乃之萬と訓る。〇肥前風土記云、杵島郡、郷肆所、里一十三、驛一所、昔者日代宮御宇天皇、巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船牽之穴、冷水自出(一云船泊之處)自成一島、天皇御覽、詔群臣等曰、此郡可謂牧□島、稱今謂杵島郡、訛之也。(磐田杵、今詳ならず)

(杵田驛)

北方道上　　[illegible]

野店停輿午擇茶、原田十里夕陽斜、朝鮮□秀子餘澤、學宿一群高麗鳥、

杵島郷（カシマ） 和名抄、杵島郡杵島郷、訓木之萬。○今詳ならず、北方村などの邊ならん、延喜式にも杵島驛とあり、高來多久驛田の間なれば、北方の邊と想はる。三代實錄「貞觀十二年、杵島郡兵庫震動鳴二聲」とあるも此地に在りし兵庫にや。

北方（キタカタ） 今北方村と曰ふ、大崎志久の二大字に分る、柄崎（ツカサキ）の東北二里、武雄川の北畔にして、志久（シク）は其南なり。○鎮西要略云、天文十四年正月、龍造寺剛忠、防戰於藤津、右京亮直被打、同十八日、龍造寺新五郎鑑門、於保備前守胤宗、敗死於志久峠之城也、有馬晴純果進、而押寄于龍造寺。

（志久）

北方客舍、次立大頭、以別、　鐵兜

野潤洲遙隆斷行、共隈人在夜深床、低樗月小半偕苦、近枕疑枯竭不長、餘與獨君達日夕、多情猿並貝風霜、縱然別後能相憶、已是悠々水一方、

川古（カハコ） 今若木（ワカキ）村と改稱す、北方驛の西北なる山里にして、一谷を成す、其東北に鈴鹿山八幡山の諸嶺あり、多久より鈴鹿山の下を經て、川古に踰え、又西に踰えて、伊萬里に通ふ。

（孃子山）

風土記に「杵島郡孃子山（チミナヤマ）、在郡東北、日代宮御宇天皇、行幸之時、土蜘蛛八十女、又有此山頂、常捍皇命不肯降服、於茲遣兵掩滅、因曰孃子山」とあり、孃子は蓋美奈とよむか、村名帳に小城郡多久郷女山村あり杵島郡に甚近し、肥陽古跡記に「多久女山は鈴鹿御前の領也、則山の姿女の髮ゆゐかけたる形に似たり、山上に岩屋あり、遠見すればはぐろつけたる口びるの如くにして、やさしき山形なり、ふもとにめづらしき岩、又迎のをささにつゝみ石と云あり、是は鈴鹿（スズカ）御前の資を入給ひし袋の、石になりたるなり」と云、此山の西に大山あり、稲佐八幡嶽と云、神功皇后異國退治の時の陣所也と、（太宰管内志）一說、女山は小田驛の北ならんと。

（鈴鹿山）

武雄川（タケヲ） 三源あり、一は川登（カハノボリ）村同六山に發し、一は中通村矢筈山に發し、一は若木村川古山に發し、武雄の東に相會し、東流佐留志の東に至り、多久川と相合し、海灣に入る、長凡八里。

武雄（タケヲ） 今武雄町、武雄村の二と爲る、人口七千、一郡の首邑にして、鐵道車驛たり、佐賀の西十四哩、邑中に温泉あり、柄崎溫泉と稱す、邑南に御船山あり、泉少なれども、形狀奇異なり。○武雄は中世後藤氏の居館なりしが、天正中其宗亡び、鍋島氏更に龍造寺家信（隆信弟三子）を此に置き、田一萬石を給し、多久晉早と相并び、三國老と稱し、諸士の上に班す、子孫世襲、鍋島の氏號を冒せり。

武雄神社（タケヲ） 武雄の舊祀にて、本州の名祠也、俗說武内大臣を祭るといふ。武雄神社文書に「當社國往代、官進武士候、同可被遵之由、被仰下候也、恐々、建治二年三月廿一日、經資（少貳）武雄大宮司殿」と錄し、又元弘三年七月、武雄大宮司藤原氏、諸久多次代、小太郎幸門の着到等多の證文等あり、往時有力の神主なりしを知る。

墓崎城址（ツカサキ） 即武雄城也、後藤文書に、弘安四年に、墓崎後藤十郎定明法師、同子息五郎師明、同三郎入道淨明の戰功の事見ゆ、北肥戰志には、中野五郎資明と爲す。○肥陽軍記云、後藤は源頼光朝臣の臣、後藤内景明の末にて、景明は八幡殿のめのとこ也、其子孫右京大夫元明、肥前へ下り、武雄一萬石の領主となり、代々明の字を實名に用ふ。○野史云、永祿六年、後藤純明、平井經治が須古城を攻む、有馬義純之を怒り、島原純豐、西鄕純久をして純明を佐たしむ、純明終に降を乞ふ、大村純忠の子を養ひて嗣となす、是を貴明となす、貴明又平戶氏の子を養ふ、是を純明とす、本丸を譲り自ら二の丸に居る、純明後貴明を殺せんとす、貴明の再從弟新九郎、之を知て貴明に告ぐ、貴明遂に龍造寺氏に請ひ、純明を走らせ、龍造寺に附庸す、後其邑を失ふ。

柄崎溫泉（ツカサキ） 武雄町蓬萊山の下に涌出す、炭酸泉、溫百十八度、無色透明にして、微に硫化水素臭を放ち、鹹味を帶ぶ、泉源は岩石の間に在り、之を池に引き、筧を通じ、七區の浴所に分濺す、浴場の構造佳なり、旅舍四十餘戶あり、遊客甚多し、錦華山に似ず。蓬萊山は危巖兀立、凡二百尺、浴樓の眺望に宜し、此溫泉の事、古風土記に「杵島郡西、有湯泉出之、巖岸峻極、人跡罕及也」と載す、古人湯泉の源は危巖兀立の上に在りて、其下に涌出すと想へるごとし。

宿武雄驛　麻生　緑溪

泉安讓々露若坎、無人不道浴湯回、朝雲麟市萬登近、夜雨蓮前塲開閑、抱病相如裹作到、放情安石妓隨來、此行更有前期在、再得皆蓮醉綠醅、

宮野（ミヤノ） 今住吉村と改む、武雄の西一里半、有田（東彼杵郡）の東一里半、杵島郡の西端なり。三間坂（ミマサカ）驛は宮野の少東にして、今鐵道停車場あり、此に三間寺と稱せる驛舍所ありしとも云ふ。（圓通寺を見よ）肥陽軍記云、後藤貴明その養子惟明、不和出來、往還起りければ、貴明は妻子を引具し、武雄を出で宮野に移る、宮野は隱居所とせんため、兼て修理しける處、惟明は佐賀勢に責められ、落城して平戶の實家へ歸りけり、惟明の子又兵衛某は黑田家に仕へ名を揚げ、浪人して大坂兵亂に討死したり。

（三間坂）

島見郷（シマミ） 和名抄、杵島郡島見郷、訓志萬美。○今西川登村、東川登村、橘村等なるべし、潮見（シホミ）川の畔を指し、潮見は島見の訛なり。此河水は武雄川の一源にして、武雄驛の南一里、杵島山の西を流る、長四里、神六山（東彼杵郡波佐見村に跨る）に發源す。

（潮見川）

多駄郷（オホダ） 和名抄、杵島郡多駄郷。○今小田（チダ）村、大町（オホマチ）村、山口村、佐留志村となならん、多駄を小田

(小田)

に説れるごとし、島見郷の東北にして、武雄川の北岸なり。○小田は武雄の東三里、山口村と相接す、横瀬音と稱する者小田に在り(出張書に見ゆ)、生木に彫める佛像あるぞ、今山口に觀音堂あり、大町は小田の西に在り。肥前軍記云、元龜元年、龍造寺大友和平ありて、大友公は有馬へ軍兵を出張させらる、鍋島打、前田等杵島郡に向ふ、

(大町)

有馬勢之を聞て、佐留志小田大町に出向ふて、之を最期と戰けり、去共有馬利を失ふて、横澤城に入りぬ。○鎮西要畧云、永祿元年、千葉胤依大村家、後已出張于藤津杵島間、拒之、千葉右衞門督胤陣於大町江、(武雄川)濱死於八幡島、(今山口村大字八丁)胤今年十九也、家臣不勞兵、得勝利了、領得藤津杵島兩縣矣。

佐留志(サルシ)　今佐留志村と曰ふ、或は猿石(サルシ)又佐留者に作る、小田の東にして小城郡牛川村と隣土を接す、北に須古城あり、小城杵島の分界點の東端とす。神名志料云、三代實錄、貞觀三年、肥前國堤雄神授位、今猿石村に在り。肥陽軍記云、天文十年、有馬勢小城郡へ出張す、先陣は須古城主平井治部、佐留者の前田伊豫守并に昌永左近、先勢たり、

(石壕)

六角(ロツカク)　今六角村と曰ふ、小田の南一里餘、武雄川の南なり、此邊方二里許、東南は海に至るまで、一圓の平田にして、村落多けれど著名なるものなし。

須古(スコ)　今須古村と曰ふ、六角の西に接し、杵島山の東北麓に在り、大字堤、馬洗、山崎(ヤマザキ)の三に分つ、此邊白石郷の地に屬せり。本書管内志云、白石南郷に久治村あり、三代實錄、貞觀三年、肥前國久治國神とあるは此所にましますなるべし。

(白石)

須古は中世、白石(シライシ)氏の邑たり、白石は嬉野同祖にして、藤五郎通益本郷に移住し、子孫白石氏と稱す、六郎通遠(嬉野系圖、建治中人)彌三郎(鎮西要略、寛喜中人)等あり、後平井氏の邑と爲る、天正中平井氏已に亡び、龍造寺隆信併領する所ありて、別館と爲す。鎮西要略、平井氏者、少貳氏支流也、豐前守經氏爲氏號平井、受封於杵島横城、今日須古、與其子孫永福、須古、白石、横邊田北郷、皆領之。肥陽軍記云、須古の平井經治は、有馬の麾下にて、佐賀の驍將なりしが、天正二年、隆信八千騎にて之に押寄せ、横邊田に在陣して責圍み、一旦の計略にて、和平の後、十一月又出馬し、白川口より寄せけれど、鐵砲を放ち防き戰ふ、十二月の末に至り、鍋島信生公一間堀と云所より城中へ忍び入り給ひ、追手搦手諸勢亂れ入る、常治心靜に本丸に引入り自害しけり、四年の春より、須古城を御取立あり、其故は有馬氏强敵なれば、御身須古に移らせ給ひ、御手立あるべしとの内意なり、其後隆公逝去のあまり、歌舞を仕立、歌を作り須古踊と云、其詞に、

(須古城址)

霞る月に身を浮るゝいさゝ寢られぬ終夜枕さはおす鹿の遠聲ものさびし、

古老の申さく、須古踊は平井氏の燕し時したてたるを、隆公取立なされし、不吉の例なりと。

杵島山(キシマ)　須古村、錦江(ニシキエ)村の西に在り、杵島藤津の郡界を成せる山脈の東端に崛起す、此山景行紀并に古風土記に載せ、其名久しく著る、古名吉志美我高さも曰ふ。

景行紀云、御木(ミケ)國筑後三池郡、有僵木長九百七十丈焉、有一老夫曰、是歴木也、常未僵之前、當朝日、暉杵島山。(備考萬葉鈔云、肥前風土記曰、杵島郡縣南二里、有一孤山、從坤指艮、三峯相連、是名曰杵島、坤者曰比古神、中者曰比賣神、艮者曰御子、一名軍神、動則兵興矣、郷閭士女、提酒抱琴、每歲春秋、携手登望、樂飲歌舞、曲盡而歸、歌詞曰、

あられふる杵島(キシマカタケ)が岳を峻しみと草とりかねていもが手をとる、

是杵島曲。

霰零り吉志美我高(キシミガタケ)をさかしみと草取りかねて妹が手を取(萬葉集)

(吉志美我高)

風土記(佐賀郡條)に「昔者樟樹一株、生於此村、幹枝秀高、莖葉繁茂、朝日之影、蔽杵島郡蒲川山」とあり、蒲川は加萬加波とよむべし、此蒲川山も、杵島嶽の別號にや。

戸簡里(トカリ)　今邊田(ヘタ)村と合同し、錦江(ニシキエ)村と曰ふ、郡の東南にして、海濱に近し、六角の南二里、鹿島(藤津郡)の北一里半。○戸簡里は本名戸(ト)にて、郷里の古制に由り、戸里(トカリ)と呼び、以て今日に至れる也、肥前には此例最多し。

邊田(ヘタ)　今錦江村の大字なり、古書に横邊田と云ふも此なり。神祇志料云、稻佐(イナサ)雄神、今杵島郡邊田村に在り、稻佐三所大明神と稱し、社傳に百濟の聖明王を祭ると曰へり云々、按に當國堤雄稻佐雄丹生の三神授位の事、三代實錄、貞觀三年の條に見ず、其所在皆明白を缺く。

能伊郷(ノイ)　和名抄、杵島郡能伊郷。○今詳ならず、須古邊にや、能伊は乃夷と訓むにや、能の下に伊の母音を置くは、本邦語格の古法に背く、誤謬あるに似たり、伊列の音の下にあらでは、伊字を置きたる例なし。

藤　津　郡

藤津郡(フヂツ)　杵島郡の南にして、多良嶽の東北面の地なり、鹽田川以下の諸水皆多良に發し、筑紫海に入る、今十四村に分つ、郡治鹿島に在り。

和名抄、藤津郡布知豆と註し、二郷に分つ、中世藤津莊と稱し、彼杵莊と共に、大村氏の下司地なりし歟、神埼

(葛津國)

東妙寺文書に藤津莊、大村又太郎家信と錄し、本郡の土豪嬉野氏亦其一族なれば也、鎭西要略に、觀應年中、藤津太郎と云者精撥に據ると見ゆ、其詳今詳ならず。○風土記云、藤津郡、郷肆所、里九、驛壹所、烽壹所、昔者日本武尊巡幸之時、到於此津、日没西山、御船泊之、明旦遊覽、繋船於大藤、因曰藤津郡。○按に國造本紀に「葛津立(立字恐らくは衍ならん、删去すへし)國造、志賀高穴穗朝(成務)御世、紀直同祖、大名艸彥命兒、若彥命定賜」と見え、風土記本郡能美郷の條に、景行帝巡狩の時、紀直祖等祖穉日子が、土蜘蛛を誅せし事を錄す、相發明するに足る。再考するに、葛津立は葛津等の誤にて、杵島彼杵高來等の地をも、藤津國造が兼知したりしにや。

鹿島(カシマ)

今北鹿島、南鹿島の二村と爲る、北鹿島は驛市にして、本郡の首邑とす、郡衙あり。近代は鍋島侯の支封二萬石の小藩なりき、北に鹽田川を帶び、東に筑紫海を控へ、多良の峻嶽西南に在り、佐賀を去る八里。延喜式に、肥前國鹿島牧あれど、此なりしや否やを知らず、慶長中鍋島勝茂舍弟和泉守忠茂に新墾二萬石を分與し、此に治せしむ、忠茂嘗て江戶幕府に奉事し、下總國矢作五千石の田を賜ふ、寛文中忠茂矢作の田を、孫平太正茂に分與したり。○藤津には、天正の頃横澤(一作横藏)恒藏、森岡の諸寨あり、今北鹿島に大字常廣森などありて横澤は蓋鍋島氏鹿島寨の舊名にやあらん、今[illegible]し、松藤神社を置き、忠茂を祭ると云ふ。○原城紀事、永祿十二年、有馬氏砦を加島廻横藏に築き、深町佐渡守をして、百五十人を以て之を守らしむ、元龜元年二月七日、隆信偏將をして二坂石切谷に軍し、横澤を攻む、千々岩直員三千人を以て之を援け、隆信を衞く、克たずして死す。○肥陽軍記、天正四年、龍造寺隆信横澤の城を責らるべしとて、蒲田郷の犬塚彈正實家に先陣をさせ責掛たり、城主深町美作守は防ぎかね、にげ道より出て有馬を差て落行けり、是を聞て鹽田城主も降參す、城主原十郎五郎也、嬉野、吉田も參りぬ、龍公みつから檢地ありて、森丘の城をかまへ、犬塚彈正を入置き、鍋島信房を恒澤城にする、有馬をおさへさせ給ふ。

(鹿島城址)

(横澤)

古枝(フルエダ)

今古枝村と云ふ、鹿島の南一里、或は濱村と呼ぶ、筑紫海に瀕せり、祐德稻荷といふ神祠あり。

普濟驛城趾　　精里

斗絶丹崖飛磴懸、浮將猿臂攀根纏、屋依流水連山下、網曬斜陽滿岸邊、壘壁當時雖控險、磬響今日絕安禪、臨風縱目三洲盡、無限波濤海上煙、

大八洲遊記云、古枝村祐德稻荷社、社依山結構、祠宇宏麗、遠近來拜者、日夥群、九州中香火之盛、宰府菅廟、熊本清正公、及此社爲最盛云、社在峯中、昔藩主鍋島直朝夫人、華山院氏所建、其父左大臣定好公、臨別命分祀其邸中所祀稻荷社、已而從父命建此社、及老更薙髮、因云祐德稻荷、又少登、有命婦社、又食堂客殿鼎立、客館禪社、祀[illegible]婦人。

能美郷(ノミ)

和名抄、藤津郡能美郷。○今鹿島古枝などの地にや、鹿島の西南に能古見村存す、能古見は能美と音相近し、轉訛したる歟と疑はる。風土記云、能美郷、在郡東、昔者日代宮御宇天皇、行幸之時、此里有土蜘蛛三人、兄名大白、次名中白、弟名小白、此人等造堡隱居、拒皇命不肯降服、當時遣陪從紀直等祖穉日子、令以誅滅、於是大白等三人、但叩頭陳己罪惡、共乞更入奉主人、因曰能美郷。

鹽田郷(シホタ)

和名抄、藤津郡鹽田郷、訓之保多。○今鹽田村存す、鹿島の西一里とす、久間村、五町田村等も本郷の屬なり、鹽田は又延喜式驛名にも載す、杵島より鹽田を經て、彼杵郡新冰、大村に赴ける者のごとし。或云、鹽田村大字馬場下に丹生明神あり、是は三代實錄、貞觀三年授位の祠なりと、一說松浦郡丹生山に鎭坐すと。

鹽田川(シホダ)

多良嶽の北峰、國見山に發源し、吉田村を經て北流、嬉野川を容れ、東に折れ、鹽田鹿島を過ぎ、筑紫海に入る長七里。○風土記云、藤津郡鹽田川、此川之源、出郡西南、託羅之峰、東流入海、潮滿之時、逆流潮滿、流勢太高、因曰潮高滿川、今訛曰鹽田川。

嬉野(ウレシノ)

今東西の二村と爲る、鹽田の西南二里、嬉野の下宿(今西嬉野村)は往時の長崎街道に當り、武雄より三里半、彼杵に至る二里半、南北皆一嶺を隔てたり。嬉野氏は(古簡に宇禮志野に作れり)大村と同祖にして、藤津莊の下司たりしごとし、天正中邑を失ふ。

嬉野温泉(ウレシノ)

西嬉野村、大字下宿に在り、風土記に「鹽田川源、有淵、深二丈許、石壁嶮峻、周匝如垣、年魚多在、東邊有湯泉、能愈人病」と載せ、病痾を治すと稱して、肥前の名湯とす、泉質相同じけれども、温は二百零三度の高熱に上る、泉源は溪傍の巖より湧出し、石渠を經て五個の浴槽に通ぜしむ、槽は巖石を以て造れる者あり、又蒸氣浴、泉浴の設あり、皆淸潔なり、客舍三十餘戶。

大宰管内志云、三代實錄、貞觀三年、肥前國丹生神授位、この神は嬉野鄕に丹生川にましますと。

多良嶽(タラ)

吉田村の南にして、東彼杵北高來等三郡に分屬す、峯巒連亘方七八里に擴延し、温泉嶽と南北相望み、遠く海中の孤峯に似たり、其東西筑紫海に於て、傾斜頗緩なれども、西面大村灣に於て急下す、故に西より登れば三里、東より登れば五里と云。○此山筑後風土記には、藤津郡多良之峯と錄し、肥前風土記には託羅之峯に作る、地質學に謂ふ所消火山也、標高千二百米突。

(託羅峯)

多良(タラ)

今多良村と曰ふ、鹿島の東南四里、多良嶽の東麓、海岸に在り、其驛所を糸岐と曰ふ、糸岐の東南二

(糸岐) 里大浦村に於て、多良の山脊筑紫海に入り、岬角となり蒼嶼となり以て酒嶼と爲る、不讚崎、竹崎島と曰ふ、即郡の南界とす。

肥陽古跡記云、太良嶽權現者、天竺摩訶陀國大王之神靈也、和銅年中草創、西方有山、號四面尾、是大王御影向之所、上宮曰觀音、大村氏一揆之時燒亡、天正十三年、金泉寺沙門再興、僅造立一二之殿。

竹崎(タケザキ) (大浦) 今大浦村に屬す、一座の岩嶼あり、竹埼島と呼ぶ、諫早灣の北角にして、東は遠に肥後の長洲濱に對す。

竹崎阻風、暫登觀音閣、　　梁川　星巖

風力盡如此、濤頭一丈强、舍舟登彼岸、步閣送斜陽、天草來綠處、雲仙立蒼茫、吾將乘鶴去、與汝共翺翔、

諫早より七里行て、藤津郡竹崎に至る、北に多良山高く聳え、南に島原の温泉有て絶景なり、竹崎山觀世音寺、國中第五番觀音の由なり、此浦漁家數軒あり、是多良山東隅の出崎なり、此崎を出れば北方海開けて廣し、東に肥後の島山遠見ゆ、玉名郡長州山㬈く指出たり。(太宰管内志)

高來郡

高來郡(タカク) (北高來郡) (諫早地頸) (高木郡) 今南北の二郡に分る、多良嶽の南東なる山海錯出の地を云、其北高來は諫早地方にして、南高來は即島原半島とす。今北郡一町十七村、治所は諫早に在り、南郡二町廿八村、治所は島原に在り。○諫早は東に島原半島を屬せしめ、西に彼杵半島(西彼杵郡)を屬せしむ、恰も二島の地頸にあたる、諫早(イサハヤ)地頸と稱すべし、其東濱は筑紫海の一支にして諫早灣と稱し、西は[illegible](タヒノ)之浦なり、兩海相狭り僅五十餘町の地を餘し、以て島原彼杵の兩島を繫結す。

和名抄、高來郡多加久と註し、四鄕に分つ、(風土記には九鄕二十一里とす、和名抄脱簡あるに似たり、然れども風土記も殘缺して、之を詳にし難し) 小城郡高來鄕の例に據れば、當に多久と訓ずべし、多加久と云は後人文字に因りて訓み訛れるならん、或は高木(タカキ)に訛る者あり。○景行紀云、天皇自佐嘉縣、自高來縣、渡玉杵名(タマキナ)邑。風土記云、高來郡、鄕玖所、里二十一、驛肆所、烽五所、昔者纏向日代宮御宇天皇、在肥後國玉名郡(即玉杵名邑)長渚(ナガス)濱行宮、覽此郡山曰、彼山之形、似別島、屬陸之山歟、別在之島歟、朕欲知之、仍勅神大野宿禰遣看之、往到此郡、爰有人迎來曰、僕者此山神、名高來津座、聞天皇之來、奉迎而已、因曰高來郡。今按に景行紀に玉杵名より高來に渡航あらせられしとするは、佐嘉國よりの遷幸路程なれば、疑ふべし、風土記の所説、長渚(ナガス)(今長洲)より高來に渡り給ふと云方信にちかし。長渚は島原半島の多比良村の東北八海里を隔つ、温泉多良の兩嶽遠く望むべし。風土記に此郡の山と云へるは温泉を指す、温泉の舊名即高來(タク)山なればなり、津座(ツクラ)とは高來の山に居るとの義なればなり也。

湯江(ユエ) (長田) 今湯江村と曰ふ、多良嶽の東南麓にして海濱なり、藤津郡界大浦竹埼の西南三里、諫早灣の北岸に在り、諫早市街を距る二里半。

肥前國長田村一分地頭、有馬次郎三郎澄世申軍忠事、右爲凶徒退治、去年御發向豐前國香春嶽之時、馳參宮前、數日致宿直警固、遂度々之合戰、迄于彼城沒落、抽忠功畢云々、

正平廿三年十月　日(有馬世譜)

長田(ナガタ)は今湯江と諫早町の間にある村落なるべし。

諫早灣(イサハヤ) 多良嶽と温泉嶽の間なる江灣にして、筑紫海の支派とす、大浦埼(藤津)と神代濱(南高來郡)を以て灣門とし、西南に入ること十海里許、橫幅五海里許、灣首西隅に本明川注ぐ、諫早市街は此灣首の畔に在り、灣首南隅に愛津港あり、即島原半島の地頸にあたる。

新居鄕(ニヒヰ) 和名抄、高來郡新居鄕、訓爾比井。○今詳ならず、諫早の舊名にや、延喜式に船越驛あり、亦此地にやと想はる。

肥陽軍記に船越城あり、

諫早(イサハヤ) (本明川) (伊佐早) 今諫早町諫早村の二と爲る、戶數一千五百、高來彼杵兩郡の咽喉に當り、海陸の便田圃の富を有す。鐵道は西鄕を通過す、長崎を距る十九哩、本明(ホンミヤウ)川北西の山に發し、邑を貫き東流して海灣に歸す、長二里許。○諫早は鍋島氏封の時、龍造寺家晴(水ヶ江氏)の食邑とし、一萬石を附與したり、子孫諫早を以て氏號に呼び、肥前三家老の隨一なりき、偏僻の地なれども、田野廣く民口繁かりければ、三萬石の物成ありと稱せられたり。此地は中世西鄕氏の領知にして、其族黨の此に居る者、伊佐早(イサハヤ)氏と稱したり、天正中に至り、西鄕と同じく亡ぶ。○鎭西要略、應安六年三月、今川探題勢(兵部大輔滿範なるべし)爲征肥前高來郡凶徒、赴而開伊佐早宇木城、西鄕藤三郎、伊佐早右近五郎降參于探題、七月征神代大隈、九月陣千々石、於須手合戰、既而歸伊佐早、今川留高來郡在陣。肥陽軍記云、天正四年、龍造寺隆信七浦へ赴き給ふ、西鄕諫早山田等七浦に出てふせぎ戰ふ處に、北邊の野伏共隆公に志を通じける故、敵こらへずして引退く。

小野(ヲノ) 今小野村と曰ふ、諫早の東に接す、肥陽軍記に西鄕氏の黨に、小野在名の人と見ゆ。太宰管内志云、三代實錄、貞觀十三年、同十五年肥前國宗像天神授位の事あり、此社は諫早の宗方(ムナカタ)村に在るべし。(宗方今小野村の大字とす)

諫早途上　　岡田　西津

[illegible]、孤客唯兼杖管瀬、自是那[illegible]知不逗、
往來一半佩刀人、

宇喜(ウキ)　今宇喜村と曰ふ、諫早の南一里半、千々岩灘の北岸に在り、西郷氏の一族此に居り、宇木氏と稱したる由、軍書に散見す、宇喜の東一里半を島原海峡の最狭窄部とす。○肥陽軍記云、大村は日瀬城に據り、西郷對馬守は舟[illegible]城に、同常陸守は宇喜城に、同太郎は小野城に在り、對馬守は有馬に附屬して、名を純堯と曰ふ。

船越(フナコシ)　延喜式に見ゆる驛名なり、諫早の邊と想はるれど、未だ之を詳にするを得ず、大村と山田驛の間にして、肥前府より肥後府に通する路程なり。

發佐嘉、到諫早、舟中[illegible]仙嶽[illegible]、　遠帆
海驛鳴鷄報五更、[illegible]佐[illegible]城、波平[illegible]、
欸乃[illegible]、[illegible]、風帆直[illegible]、
神耶[illegible]仙耶、有物出形[illegible]、[illegible]、
明粧儼然暎初日、非是[illegible]、恐向[illegible]上[illegible]、
如鬟如髻遠依矣、怪香[illegible]生微瀾、[illegible]天[illegible]、
只見[illegible]仙容隙時、[illegible]何在哉、同舟[illegible]、
山紫[illegible]不花、人自多情[illegible]、[illegible]、
耳、開口大笑[illegible]王、

(南高來郡)

島原半島(シマバラ)　今南高來郡(ミナミタカク)と稱する地即是なり、筑紫海諫早灣の南、天草海島の北に在り。其西北に頸幅二十町許の地を以て、北高來郡に接續す、南北七里、東西四里。東面を島原海灣と向ひ、南面を早崎海峡と云ひ、西面を千々岩灘と云ふ、島原市街は東岸に在り。宇佐大鏡に高來郡油山十二箇所云々、島原六段と見ゆ、新六帖に光俊朝臣の歌あり「漕出てゝ猶又しほし島原にもろこし舟のたれをまつらむ」とよめり。温山文集云、均是肥國也、西北稱前州、東南稱後州、劃以一海、前州與[illegible]接[illegible]、地勢南走、其特島原、與後州天草[illegible]、島原之[illegible]、日温泉嶽、直立十二町、高三十町、絶頂出温泉、凡火穴所[illegible]、湯泉沸[illegible]、[illegible]分為[illegible]、[illegible]沸騰、激發噴薄、[illegible]南爲川、[illegible]而爲瀧、方數十町、白[illegible]為堆、巉々峻々、不復見寸土、唯蟠松[illegible]草、[illegible]々[illegible]頂、近而望之則如大雪之餘、天晴日[illegible]、樹木[illegible]、猶不失青々之状、治城[illegible]里、田[illegible]曠原、[illegible]布[illegible]、遠而望之、一[illegible]巍然、屹立乎洪濤中。

水路志云、島原半島は其中央に火山あり、温泉岳と曰ふ、高さ四四〇〇呎、其嶺は鋸齒状をなし、[illegible]常に[illegible]、其東方に深き谷を隔てゝ前岳あり、此前岳は峻削なる火山地方の中心にして、[illegible]記に[illegible]せる[illegible]烈の地震は、大抵此火山の[illegible]に[illegible]せざるはなし、寛政四年の破裂の如きは、九州全地に震ひ、大に肥後海岸の形状を變更せりと云ふ。

愛津(アイツ)　今愛野村と合併し、愛野村と改む、島原半島の頸地にして、北に[illegible]灣を受け、小濱に出入するを以て、南千々岩灘を去る二十町許に過ぎず、其通路衝なり、今高來の南北郡此に分界す、千々岩村は東南二里に在り。

山田郷(ヤマダ)　和名抄、高來郡山田郷、訓也末多。○今山田村、愛野村、守山村、伊福(イフク)(伊布利)村、古部(コベ)村等是、島原半島の西北なる諸村なり。[illegible]山田驛と見ゆるも此なり、野島驛の西にして、兩肥の通路なりしと知らる。

(伊福)

宇佐大鏡に「肥前油山十二箇所、谷上山、野上山、大河山、子戸(コベ)山、岡山、小家山、浦山、千石(チヂハ)山、伊福山、栗栖山、楠山、新戸大神山、但當時[illegible]神領、伊福(イフク)、大河、伊古(イコ)、御[illegible]野、是四箇所也、件油山、爲宇多院七内親王家御領之間、以去延喜十年、所[illegible]入寄宮也」

(子部)

守山(モリヤマ)　今守山村と曰ふ、[illegible]の東北一里半。○[illegible]云、[illegible]政四年四月朔、島原[illegible]、數日[illegible]全く[illegible]ず、人々[illegible]恐[illegible]を變ふ、藩主倉皇城を出で、守山村に避け、庄屋の家に居る、四月廿七日、藩主松平主殿頭忠恕守山村に卒す、忠恕は安永四年下野宇都宮より轉じ七萬石を領す、是變守山に避くるに及び、諸士は竊に幕府の居城を退きたるを咎めんとを恐れ、過[illegible]居[illegible]する者あるに至れり、殊に災害の餘城内未だ修理を加へず、地震尚未だ止まず、四月十九日、忠恕城内外を巡視するや、大手門に至りて市街の災害を見て涙下る、翌日俄に病を發して危篤なり、或は云ふ幕府の譴責を恐れて自殺せりと。

神代郷(カウシロ)(カムシロ)　和名抄、高來郡神代郷、訓加無之呂。○今神(カウ)代(シロ)、西郷、土黒(ツチクロ)、多比良の諸村是なり、山田郷の東に連り、東は有明海に臨む。○鎭西要略云、正平九年、高來郡官軍蜂起、探題一色道猷、令小俣氏連(稱少輔七郎、道剰子)伐之、六月氏連[illegible]於大村丹後入道、及深堀矢上氏等、其師代神代、西郷多比良島原諸士、數神代挑戰、勝負互爽、八月氏連克神代、而伐多比良、九月五日、氏連陷西郷城、八日火伊牟田、至宇木城攻之、不日而落城[illegible]。(今北高來郡[illegible]の北に井牟田あり)

西郷(サイガウ)　今西郷村と曰ふ、神代西郷の間なり、大字伊古之に屬す、中世西郷氏あり、其有馬の族黨なり、神代以西諫早の地方に繁衍したる如し。○鎭西要略云、應安中、探題今川了俊、自西郷向兵野城、至有江(アリエ)(今有家)合戰、有馬、安富、深町、有江等乞降、西肥前平均矣、宮方遂日[illegible]衰ふ。

多比良(タヒラ)　今多比良村と曰ふ、神代の東にして、湯江村と相鄰る。[illegible]軍記云、天正十二年、島原合戰の時、鍋島直茂漸々多良比浦まで落行き、船を求めたるに、田澤大隅(一作田[illegible])と云ふ海賊大勢來りて、某が船に召れ候へ、送り參らせんとて、一番に押よする、直茂運は天に在りと

て、頓て島に参着にける、田中は有馬家の者なれども、痛しくや思ひけん、柳川へと楫をさり、遂に主従の約をなす、程なく其後小濱津に着し、人々を下ろす、田中は御一世なくんばさて、口之津に舟を浮べ、敵の運しを待處に、肥州の龍造寺行同久大炊の来りしを、頓て押寄せ大炊を討取り勝利を得たりける、又後龍造寺次郎家信は神代に陣して、龍造寺方の殿し、有馬家肥州勢の横に乗り來るを追拂ひ、堅く守りて居たりける。

鎮西要略に、永曆元年に追討せられたる、日向太郎を多比良氏と註せり、即島原の多比良に在住したる者にして（参考保元記、平治元年の比、肥前國住人日向太郎通良、野心を挾て朝威を傾けんとする聞えありしかば、追討すべきの由、清盛朝臣に仰下さる、勅命を蒙て筑後守家貞を召て申含、家貞宰府に下向して、通良が城に押寄て、度々の合戰に及ぶ、城も究竟の城也、主も勇者なりければ、輒落ざりけれ共、月を踰日を重ては官軍は雲の如に集ければ、賊徒は霧の如くに散けり、永曆元年四月、通良以下の輩頸三百三十五人討取の由、家貞の許より交名を註して申上たれば、清盛朝臣事の由を奏聞す、同五月十五日、鳥羽殿に御幸あり、通良並子息并郎等以下の首七、御棧敷の前を渡されて御覽ぜらる。百練抄云、永曆元年五月十五日、鎮西賊主通良従類七人首、傳京獄、上皇御見物、云々。

肥前國有間鬼塚監七郎證判申軍忠事、
爲凶徒退治、去月廿二日、高來御發向之間、同廿三日、於隈江村、最前御合戰、廿四日多比良城御責之時、御供仕、夜攻以下抽忠節之處、今月九日御歸陣之條、
正平九年九月十二日
進上御奉行所　（有馬世譜）

三會（ミエ）

此隅江は、多比良に隣る湯江（ユエ）村を謬れるにあらずや。

今三會村と曰ふ、多比良の東南、島原の北一里半に在り、或は三戸（ミヘ）に作る。

原城紀事云、天正十二年春、龍造寺隆信來侵す、島津家久兵を以て有馬を救ひ島原に陣す、有馬の森嶽城を出て森嶽に屯し、壘を堅めて之を待つ、三月二十三日、隆信兵龍造寺軍六萬三會村に屯すと報ず、隆信安冨越中をして、舟十三隻を以て大隊を載せ、海濱に依らしむ、二十四日平明、隆信過て森嶽に至る、雜然として進む、營に螺號一過、有馬島津分て鶴翼となり、夾て北軍を撃つ、隆信退て海岸を保つ、安冨升師を將して其先を亂撃す、薩摩臣川上左京龍造寺の頭を獲たり、北軍潰散、乃勝に乘じ北ぐるを逐ふて、多比良村に抵る。

野鳥（ノトリ）郷

和名抄、高來郡野鳥郷、訓乃止利。○今の島原にして、神代郷の南方なるべしと想はる、

延喜式に野鳥驛とありて、是は肥前府より南に向ひ、野島に至り渡海し、肥後飽田郡長崎に渡航して、其國府に達せる者とす。

島原（シマバラ）

今島原町、島原村、湊町の三に分つ、戸數二千二百、地方の名邑なり、諫早を去る十二里、肥後三角港を去る十二海里、元和以降の藩治にして、今は南高來郡の衙所を置かる、温泉嶽の別峯前嶽直に市街の西南を壓し、街東に海灣を控す。○宇佐大鏡の肥前國油山十二箇所の中に、島原の名見ゆ、

岡山、栗栖山、少戸山、大河山、梅村山、野上山、新戸村本領、新領、西谷山、島原八町、御島數一町二反、
保安三年立券定。

島原港（シマバラ）　水路志、島原は島原半島の東側にあり、和船常に數多碇泊し、半島中最繁盛の地なり、然れども邑の前面近傍は、數多の小灘を境し、少なくも距領半里の處まで擴延す、故に邑に近く安全なる錨地を得難し、燈臺あり、錨地北口の小島上に設く、晴夜光達六海里。○文政六年、温山紀行云、大灣洲嶼數十、上生樹松、大者廣袤數町、小者數十武、有叢然長走、有塊然有戰馬、或如[illegible]者、或如[illegible]山者、[illegible]、不可[illegible]、[illegible]中、皆[illegible]山之所致、[illegible]、[illegible]之也、寛保之[illegible]、不生[illegible]、皆之[illegible]

島原城址（シマバラ）　島原の東北海に在り、此地初め森嶽と云ひ、有馬の居城たり、元和四年、松倉豐後守重政此に相し修築す、子重次、寛永十五年天草の亂作るが故に、封國を奪はる、高力攝津守忠房之に代り、二世にして肥後に轉じ、寛文九年、松平大炊頭忠房（深溝家）更に此に封ぜられ、五世孫忠祇、宇都宮城に移封す、寛延二年、戸田能登守忠盈之に代り、子忠寛に至る、安永三年忠祇の子忠恕再び此に復す、（食邑七萬石、其三萬石は本國に在らず）子孫世襲明治維新に至る。

肥鴻軍記云、天正十二年三月、島津中務少輔豐久、三千騎にて有馬へ渡海し、有馬城の北道五里をへて、島原に陣を取る、森島（森嶽の誤）を根城にこしらへ、深田を前にあてて、柵をかたうし、營二三所かまへ、龍造寺勢を待つ、龍造寺方より先つ大野城を取り、敵の通路を切り、三月廿四日、隆信島原に至る、隆信五萬の大軍なれば、敵を侮り一もみにもみつぶさんと、一同にすゝみけるに、敵かろく引退き、弓鐵砲を揃へて、射る事雨の足のごとし、先手悉く打たれ、後陣進まんとすれば、深田なり、くつろけんとすれば、大軍なり、唯押かけて敵の的になりて射倒され、武具を捨ふにも及はず、按つれに成り、右往左往に敗北し、大將以下歴々の討死二百四十餘人、鍋島信生（直茂）たゞ主従七騎にて、三戸津（三會）まで引退けたり。○原城紀事云、元和二年、松倉重政大和國五條より、封を有馬原城に移さる、四萬三千石、四年森嶽（モリタケ）に城き之に居る、是より島原を以て治城と爲す、當時人民多く耶蘇教を奉じ、頑然亂れ易し、重政至り耶蘇の徒を斬る、歲に數十百人、其種遂に殄ふ、城を修し兵を繕する、恒に寇至れる日の如し、重政の身を沒し、邑に吠犬

（森嶽）

無し、寛永の初め重政が家人等に疏して呂宋に漂泊す、已にして返て寧に風俗好尙地理の險易を告ぐ、重政幕府に上言し、家兵を率ゐ呂宋を征せんとし、允を得たり、弓銃各三千を造り、將に發せんとして重政病卒す、事遂に止みぬ、子重次襲封す、寛永十四年十月、有馬村敎匪蜂起す、時に城主重次江戶に參覲し、城中兵寡し、長臣岡本新兵衞守備を爲し、二十五日兵四十人を以て、走舸に乘じ、海に循へ有馬に赴く、亂民方に所在に放火し、烟焰天を焼く、吏卒驚き舟を布津崎より回し、城中に入り拒守す、城外村邑皆匪徒に與し、吏命一も通せず、廿六日出て賊を深江の古壘に撃ち、引還りて城下の居舍を焚き、益守備を嚴にす、賊果して繼ぎ至り城門にせまる、廿七日、急使を以て變を江戶に報じ、援助を熊本に乞ふ、諫早以南の村皆賊有となる、十一月一日、賊魁大江廣琢千束等、一萬八千を以て城に薄る、城兵禦ぎて之を却く、賊謂ふ、天草四郎を請ふて大擧を謀らんと、圍を解きて去る、廿四日、重次江戶より歸り入城す、時に敎匪已に天草の亂民と同盟し、口之津に據り原の古城を其巢窟とし、四出呼號す、官軍往討克たず、翌年二月漸く平定するを得たり、幕府松倉氏の封內不治の故を責め、其版籍を收む。○西遊雜記云、島原城下は旅人の止宿、ゆかりなくては滯留ならず、市中およそ五千軒、大概の町なり、草ふきの家七八分もあれば見苦しく、當主松平侯知行七萬石の城下なれども、不相應に在中惡しく、雲仙ケ嶽(俗に温泉ケ嶽といふ)高山にして、昔は寺院三千坊ありて、食地も多く繁昌せし佛地なりしに、元和年中より、南蠻國より渡りし邪僧この山に住し、一山悉く邪蘇の法に入りて大に信用し、當山より僧を九州にめぐらし、邪蘇の法を弘む、肥前の國中過半この法にかたむく、元和の頃公儀より嚴しく禁じ給ひて、寺院を燒亡し此法を改めざる僧徒數百人、血の池と稱する熱湯の涌出る所へ投じ給ふ、是より以來、異法を禁じ給ふこと嚴重なりといへども、今以九州の地は遺風殘りて、他國と違ひ御吟味つよく、繪踏といふ事ありて、異法の本尊を銅板に鑄付、それを下民にふます事なり。

淵川浦○島原港の舊名にや、又安德浦のことにや。豐薩軍記云、天正十二年三月、薩州勢八代を出船して、三角の瀬戶(セト)を過る、折柄俄に大風吹起り、逆浪天に漲りしが、異風に吹易りしかば、眞帆引せて走る程に、高來郡淵川の浦(一作淵川浦)に入津したり。

安德(アントク)

島原の南一里を安德と云ふ、今中木場と併せ安中村と改む、安德氏は東鑑にも見ゆ。東鑑、寛元四年、肥前國御家人安德三郎右馬允政康所領事、任舍兄政家之、同陸所職拜安堵下文之外、私領可召上肥前國三根西鄕內刀延名三分一之由、云々。

豐薩軍記云、天正元年、有馬佃岩薩州勢を招ぎよせ、深江の城を攻動す、十一年に至り、深江に一味したる安德入道宗具、忽ち心を翻し、有馬に降て、深江と佐賀の通路を斷つ、薩州方是に依り、當夜深江を攻立しかざ、城中よりも討て出で、鎬を削り鍔を割り、死を爭ふ。肥陽軍記云、天正十一年、有馬は薩州島津に內通の聞ありければ、深江相模守が城へ、龍造寺より加勢を入る、島津より六千餘騎有馬加勢として安德村に陣營を堅くす、六月一日、深江城下に兩軍行合ひ合戰あり。

深江(フカエ)

今深江村と云ふ、島原の南二里、深江氏、高來郡の一豪家たり、天正中邑を失ふ。

深江氏部三郎親清、北肥戰志、博多築城の條に見ゆ、其系圖「源姓、行位入道、初號心空、正應五年、從西下向、肥前高來郡深江浦を領す」正應は文永の後なれば、或は誤ならん、建治二年、太宰少貳より深江村地頭へ與へし文書見ゆ(伴氏證)○肥陽軍記云、天正十二年三月、龍造寺島津合戰の時、深江相模守は龍造寺の方人して籠城しけるが、龍公討死の後も、心を變せず、三百人城にこもり、薩州勢を引うけ終に落城す。

布津(フツ)

今布津村と云ふ、深江の南一里に在り。原城紀事云、寛永十四年十月廿六日、敎匪深江村瀬野に屯集す、島原城兵出進み深江に至り、瀬野壘を圍む、遂に屋宇を焚く、賊退て城壘を保つ、城兵攻めて之を拔く、斬馘八十五、賊遁れて布津村に走る、城兵亦引還す。

有家(アリヤ)

今東有家、西有家の二村に分る、深江の西南二里にして、有家驛(東村)に至る、温泉嶽の南なり。

(有江) 諸書に有馬有江とあるは此なるべし、小灣あり舟を容るべし、南方四海里許に、天草の湯島を望む。有家有間の敎徒の事、ゼスイト宗の古文書に散見するとぞ。

有馬(アリマ)

今南北の二村に分る、有家驛の西二里、口之津の東北二里に當り、東南に海灣を控す。

中世有馬氏此に居り、島原半島大略其領有たり、本大村と其族を同くす、明應の比、有馬貴純武略あり、家を興す、其孫晴純に至り藤津彼杵の郡邑を併せ、大村深堀西鄕深江の諸氏を服從せしむ、天文天正中、龍造寺氏と相鬪ひ、西肥前六郡の領主と號したりしが、後龍造寺に倒せらる、其孫晴信(初名鎭純)天正十二年、薩人の援に倚り、龍造寺隆信を島原に斬る、天正十五年、豐臣氏有馬の封土を島原半島四萬石に限る。慶長十五年、晴信阿瑪港船を長崎港口に焚く、曾其功を賞して藤津彼杵等の舊邑を復せんと謀る、幕府之を責治し、晴信を甲州に流罪し、其子直純日州延岡に移封せらる。初め貴純の時、原城を築き、直純に至るまで原を以て別邑と爲せり。

(有間) 有馬氏は大村と同祖、藤原純友の裔と稱す、純友の後經純有間村に住し、稱家を起す、東鑑に朝澄と云ふは此氏人なるべし、東鑑「寛元四年三月、臨時評定、有間左衞門尉朝澄、遂□物押書、爲明石左近將監兼綱奉行、有□沙汰肥前國山田庄內地頭也、而彼浦朝澄一揆之後、可傳領之旨、

本主義母尼令遺言上者、可被遣朝遊押書由、越中七郎左衛門尉爲長令申之、不能[illegible]法」云々、代々當若くは當を言に附せなり。○[illegible]史略云、明應三年、少貳政資之子政資、領[illegible]伊萬里山代等、下松浦[illegible]、發向而陣松浦、千葉高木龍造寺等從之、有馬佐渡守貴純(左近將監、高來郡司、有馬城主也)有約、向于平戸島、滿陂佐佐城、毀平戸島、政資賞貴純之戰功、加封藤津郡邑及白石長島、蓋是有馬氏興家基也。

有馬世譜に據れば、平經澄「遠江權守、居高來郡有間庄、始稱有馬、後世居日野江、又擇原城、經澄常因思澄、稱丹後守、大村氏之祖」と、經澄の四世孫連澄、其の常澄世は「長田村一分地頭職、貞和六年、爲探題足利直冬」云々、又長田六八郎入道は一に次郎三郎と云ふ、即澄世なり、又有間六七郎澄明あり、與城氏と稱す、澄世澄明の二人、勤王の事蹟狀數通に見ゆ、經澄八世孫貴純、文明の比大村家と取合ありて、一時松浦郡加加良島に僑居せられ、七年の後彼杵郡島田に合戰し、今富好武の兩城を取戻し、大村家と和睦あり、日野江に居城し、三郡を領せらる、云々。

原城紀事云、有馬分つに南北を以てす、南村に有藏北村に三吉あり、寛永の初、其父皆邪教を固守するを以て梟首せらる、天草教匪の起るを聞くや、壇を設け祭を爲す、男女七百餘立所に法に歸す、天主の畫像を展して四方に結作す、寛永十四年十月、有江、深江、三會、布津、口津、加津佐、小濱、串山、千々石諸村悉く有藏三吉に詣て教を奉ず、廿二日、島原の吏卒來り二人を拘し去る、衆益怒て遂に兵を擧ぐ。

(越之津)

口之津(クチノツ)

今口之津村と曰ふ、島原の南端にして、東岸に一港灣を抱き、南西に半島狀の岬角あり、早埼又は瀬詰(セヅメ)崎と曰ふ、長崎を去る四十海里、天草富岡を去る十一海里、肥後三角を去る十六海里。口之津は、天正慶長の頃、ゼスイト教徒の本據にして、日本西教史慶本にはコシノスと見え、越之津の宛字あるに同じ。○水路志云、口之津、早崎瀬戸の內口北側にあり、灣口廣さ四鏈、鐵入九鏈、水深七尋以下にして、底質泥なり、口之津村落は灣の左岸にあり、今此港は三池石炭の搭載港にして、船舶は港の內側に双錨泊す、燈臺は口之津灣の西角に設く、燈高は海面上一二六呎、其光達距離八海里。○口之津港は三池を去る凡四十海里、其港界は宮崎鼻より正南に引きたる一線と、白間埼より正東に引きたる他の一線との二線を經界としたる面積內也。

[illegible]古跡有歌　　頼　山陽

一岳突出壓大洋、全郡據封皆其腰、中有危礁最斗絶、
添兵誰曾據池潢、彈丸傾擧九節度、兩歲飛輪糧餉續、
回看一旅撼天下、巧拙如注異金丸、折戟沈沙二百年、
頭撻狗部屯人馬、長億孤墳闕松楸、父老于今說故侯、
崇文未抃遺剝维、惜寄虎臣貽狗偷、

(日江)

原城址(ハラ)

口之津の南岸、早埼の高地を曰ふ、瀬詰海峽の上に峙す。原城紀事云、有馬氏貴純の時、武威卑張し、原城を起す、之を日江(ヒノエ)城と稱し、隣境を攻畧す、原城始て興る、天正中、義直(貴純四世孫)の時、彊埸日に削られ、僅に高來一郡を保つ、其子義純、豐臣氏の朱印四萬石の封邑を受く、義純の子晴信、慶長十四年、阿媽港(天川)商舶を長崎伊王島に擊つ、幕府の執事本多氏の吏岡本大八奸譎、晴信を紿て曰く、君の夷船を燒く、神君悅甚し、予能く君の爲に周旋せん、晴信曰く藤津彼杵杵島三郡、子予の爲に之を請へと、黃金白銀綺綾羅を賂する、勝て計ふべからず、大八僞て三郡を賜ふ內旨を草し、竊に晴信に報ず、十七年三月、事覺れ、幕府其封を除き、更に子直純に日向延岡城五萬三千石を給與す。○原城紀事又云、原城址を觀るに、海を背にし前に壕あり、牙城二城三城等、依然として存す、寛永十四年、教匪之に據る、其本營に長崎を衞へ、信を呂宋に通じ、島原、天草の一二城を陷れ、以て九州を併呑せんと欲せる也、而して其營未だ成せず、十二月朔、竹木を運び溝塹を鑿ち、牆壁を修治す、外に環らすに柵を以てし、柵內多く穴室を作り、以て矢丸を避く、自直に銃兒子を措き、城を繞らして之を囲ぐ、その柵を環らす二歩毎に窗眼を設け、銃或は弓を伏せ石礫を使用す、又偏く鄰村を掠して米粟を輸す、凡城內有する所鳥銃五百餘、鉛丸七囤、火藥二十五陸、弓槍刀杖、具有せざるはなし、雖馬及甲冑を缺く、(耶蘇天誅記)一說、松倉氏嘗て口之津に蓄五千斛藏二千を貯藏す、賊之を奪ひ、見兵凡三萬三千、老弱婦女を併せて三萬と號せり、(天草記)天草時貞總帥たり、天主の功德を說き、以て人心を結ぶ、三日、幕府征討使板倉重昌島原に詣る、遂に議して原城を圍む、十日早朝、立花鍋島二軍、卒然城に薄り、一戰を試む、賊丸を發する雨の如く、矢石雜下當るべからず、時に官軍都合一萬許、鍋島營大江口五町に在り、松倉營浦田口二町に在り、(耶蘇天誅記)重昌諸營をして壘を堅め楯を鬪うし、久攻の計をなさしむ、(板倉氏覺書)二十日黎明、立花氏五千餘を以て、賊西城に傅る、城內防禦甚嚴、死傷二百人、西早氏兵百十二人之に死す、廿九日、重昌諸將に約し、明元旦決戰せんと、五更、松倉重次煩を發し號を爲す、諸營賊を擊し、有馬氏兵五千後門より、鍋島氏一萬五千を以て二城より、松倉重次三城より、總軍均攻す、寅より午に至る、官軍損する所三千六百餘、賊を殺す僅に五六十人、重昌丸に中り死す、三日、松平信綱、戶田氏鐵、後援の大兵を以て島原に至り、四日浦田口に陣し、樓を造り道を清め驅馳に便にす、平戶來泊の阿蘭陀商船、備眼橋五尊を征討使に贈る、且曰く寨の東南隅堅からず、乃甲必丹をして之を試む、甲必丹船に歸して丸を發す、諸將會觀、連日此の如し、二十一日、信綱、熊本に捕ふる所の

時貞の母姉を召致す、廿五日、鳴闘銃裂く、信綱諸官をして諭して、甲必丹を賞す、(天草島原兩日記)廿六日、越中守細川忠利、步騎二萬、左衛門佐有馬康純、步騎六千を以て江戸より至る、信綱甲必丹に命じて、蕃に還らしむ、二月朔、信綱、時貞の母をして書を作り、敎匪を誘はしむ、十六日、賊悉く外廓を棄つ、二月、九州諸侯皆兵を以て來會す、四國の諸侯亦皆兵賦を致す、總軍十二萬五千人、犒勞饗餽の使者旁午、浮浪竊販の徒、蝟集せざるは無し、又諸營を移し更に軍勢を張る、北岡濱より西南二百二十六步熊本侯營となし、次十九步柳川侯、次九步松倉氏、次三十九步久留米侯父子、次百九十三步佐嘉侯兄弟、次四十步寺澤氏、次三百步黑田氏兄弟、齊く城壘に逼らしむ、信綱尙餘諸氏の兵を率ゐて中軍にあり、城內食盡き海藻を採る、時貞父老を會して戰守を議して曰く、積貯已に耗す、矢丸亦盡し、我力猶壯なるに及び、よろしく官營を襲ふべしと、廿一日夜、敢死三千を以て分ち三隊となし、黑田氏營を斫る、家老黑田監物逆戰之に死す、二十七日、鍋島氏一隊先進城を攻む、信綱倉皇櫓に登り觀望し、諸將に謂て曰く、諸君よろしく尋て進むべし、また前後を論ずる勿れと、諸將多忙事に從ふ、二城三城已に拔き、水野勝成の一軍進て內城に傅る、未より申に至る、總軍戰酣なり、猶未だ內城を拔く能はずして日晩る、諸將兵を收め二城三城の內にあり、二十八日卯時、總軍均しく內城にせまる、賊皆謂ふ、今日必死矢丸惜む所なし、纔くに木石器財を以てす、又茅を焚き席を燃して之に投ず、官軍火箭を發し、城內草舍茅屋、一團の熘火となる、老弱叫喚轉輾して焚死し、城遂に陷る。○西遊雜記云、原の古城跡、要害堅固謂ん方なし、中々力責には落べき樣なし、昔此に一揆の籠城せし時、數萬の大軍にて攻めあぐみしも、尤の事なり、寬永十四年の事とかや、島原深江村の左志木佐右衛門、耶蘇教を信じ靈異ありとて、人夥く群集す、郡奉行彼本尊を破りすつ、畫像にて老姥と見ゆる異形の物のよし、門徒忽一揆をなし千人に及ぶ、天草の農夫の子に四郎時定といふ、十四歲にして才智ある者あり、耶蘇敎の宗法に委しければ、賊徒四郎が才を聞て島原へまねぎて大將とす、四郎大軍の向ふと聞て原の古城を普請して籠城す、人數男女とも三萬六千餘とぞ、其うち鐵砲持二千餘也、板倉侯江戸より下向し、早々原の城へ押寄せしに、宗門一揆按外に手つよく、初手の合戰に寄手の討死數十人、手負とも六百二十餘人也、城中には死人なく手負ひわづかに十三人、合戰難義なりとて、松平豆州侯、戸田左門侯、加勢の命を給りて下向す、板倉侯憤り、正月朔日、城壇を破て乘り入らんとありしに、鐵砲にあたり給ひ戰利あらず、鍋島有馬等の寄手の討死三千九百廿餘人、城中には討死五十餘人、この後豆州侯到着あり、寄手の惣人數十二萬四千餘人、豆州侯の仰せには、城中士民といへども必死の賊なり侮るべからず、糧責にすべしとて、八面をかこみて米穀の道を絕ちたまへば、城中大いに屈し、二月廿一日、夜うちして糧米をうばはんとす、すでに城中に飢疲の色あらはる、豆州諸將をまねぎ城責の日取を定む、しかるに廿八日七時過、鍋島の手より榊原左衛門、今年十七歲、軍令を破りて二の丸に攻め入りて、原の城一番乘と名乘る、諸軍止む事をなくつゞいて責入り、細川家より出丸を攻破りて、濱の手にかゝりて小屋に火をかけ、四郎が首を細川家の臣陳の佐衛門得たり、賊徒頭分の首三百十級、島口に梟首せり、此城池水澤山にて、北の丸より本丸までは四丁餘もあるべし、二の丸よりは次第々々に高くして、本丸別して高し、三方は海にて、切岸海のかたへうつむきて登るべき便りなし、天草島は本高四萬餘石の地なり、宗門一揆の時島原と兩所にて四萬餘人罪せられしことゆゑに、田畑あれて漸一萬石餘の地となれりと。

早崎(ハヤサキ)海峽 (瀨詰埼) (早埼)

一名瀨詰(セツメ)瀨戸と曰ふ、東なる島原海灣(筑紫海南部)と、西なる天草洋を連結す、早埼及瀨詰埼は、卽原城址の南角の名にして、延喜式に肥前國早埼牛牧と載せしも此なるべし、其原と云は牧の遺稱なるべし、卽早埼の牧原と呼びし歟。○水路志云、早埼瀨戸は、島原半島の南岸と、天草下島の北岸との間にありて、島原海灣の門口たり、潮流强疾にして、旋潮及び競潮あり、故に速力大ならざる船は、憩潮時を待て之を通過せざる可からず。○早埼の潮は鳴門、明石(アカシ)、赤間などに次ぎ、急速を以て其名高し、峽門南北四十町と稱す。

加津佐(カツサ)

今加津佐村と云ふ、口之津の西北なる海村にして、相去る半里、往年ゼスイト宗徒の學校を置きし里にして、彼宗の布敎の古書に Causa 又 Cazusa など錄し、頗著顯の地名なれど、本邦には之を傳ふるものなし、此地より山徑三里小濱に至る。

串山(クシヤマ)

今南北の二村に分つ、加津佐と小濱の間なる海岸にして、千千石洋に臨む、東鑑、寬元四年、有馬朝澄が串山鄕爭論の事見ゆ。

小濱(コハマ)

今小濱村と曰ふ、島原半島の西岸に在り、口之津の北四里、島原の西南六里、温泉あり。

温泉浴罷客窓閒、捲盡湖簾俯碧灣、竿影無風旅帆落、櫓聲爭路晚漁還、慣傾無酒不辭酒、遠望何山非好山、照見石華明小選、潮痕和月到紫關、　西　秋谷

小濱温泉は島原温泉の一にして、海濱に在る者を總稱す、其本湯、新湯、入[illegible]湯、常盤湯、明治湯の五區に分れ、其性質鹽類泉に屬し、鹹味を帶び腐卵臭を放ち、稍透明ならず、温は二百十二度(本湯)の高熱の者あり、(新湯百七十度、常盤湯百卅度)客舍三十餘戸、長崎市を去る遠からざるを以て、便船來浴の人多し、温泉嶽上の諸湯は小

濵の東二里の故峯に在り。日本西教史云、西暦一五六九年、有馬小濵村に奇妙なる十字架あらはれ、此十字架はタラノキの樹枝より成れる、天造の自然生なり、有馬王之を拜して、告白して奇瑞と爲す、士民翕然風靡して其教に歸き、此歳一年に有馬に於て洗禮一萬一千人、九州に於て九千人の灌頂を數へり。

溫泉嶽（ウンゼン）

又溫仙に作る、卽島原半島の鎭山なり、風土記に景行帝長濱の濵(肥後)におはしまして、此山を覽、山形海島に似たり、陸に屬する山歟、別に在る島歟と聞はせ給ひきと云者是也、肥前國溫泉神授位の事、三代實錄、貞觀二年の條に見え、此山の涌湯古より著れ、古風土記に見えて高來峰(タク)の湯泉と曰へり。鎭西要略云、大寶元年、高來郡溫泉神垂跡、分身末社四所、曰山田神、有江神、千千石神、伊佐早神也、行基菩薩於溫泉山、造滿明寺、曰大定院、未遑指山頂、大焦熱湯、蒸々沸出、硫燄熾燃、故曰之地獄。

(高來峰)

雲仙溫泉（ウンゼン）

溫泉嶽の西、山腹凡二千一百尺の所に在り、延暦湯(元湯)明治湯、中湯の三區、四源あり、皆硫黃性、無色透明にして、臭氣を帶び酸味あり、溫は二百度より百五十度、各等差あり、金華湯は其南に在り、同性情なれど、白濁に變せり、旅亭廿餘戶ありて湯里(ユサト)と曰ふ。(湯里今小濵村に屬す)○太宰管內志云、風土記に「高來郡峯湯泉、在郡南、此湯泉之源、出郡南高來峯西南之峯、東流之勢甚多、熱異餘湯、但和冷水、乃得沐浴、其味酸、有硫黃白土及松、其葉細、有子大如小豆、令得喫」とあり、峯湯泉は峯湯乃由と訓べし、和漢三才圖會に「溫泉嶽在高木郡、五十町上、有普賢嶽、往昔有大伽藍、號日本山大乘院滿明密寺」云々。縣地理小誌云、南高來郡溫泉嶽は、往時(何年代にや未詳)盛んに烟を噴出しゝが、今は絕へて唯漏斗狀の火口を殘すのみ、此嶽の東に聳りたる眉山(マユ)は、今より百餘年以前、十數日の間日夜鳴響きて、頂より碎けたる石を噴出しゝに、一夜地震ひ山裂け、海水溢りて島原市街に溢れ、その災遠く對岸の肥後地方に及び、爲めに流失せし財貨と人命とは擧て數ふべからず、今の島原港口の小島及び市街の淸泉は此際現出せしものなりと云ふ、溫泉嶽の西の山腹には熱湯處々に涌出で、騰ること間餘に達するものあり、此湯を引て數處に浴場を設く、概ね疥癬金創等に宜し、又その麓海に瀕して小濵の溫泉あり。○地學雜誌云、溫泉嶽は一座の山數峰に分れて蟠踞せり、前(マヘ)岳(海拔三千五百尺)普賢(フゲン)岳(海拔四千八百餘尺)妙見山(海拔四千五百尺)矢岳(海拔叁千貳百七十尺)高岩岳(海拔千八百餘尺)吾妻山(海拔三千百七十尺餘)等の高峯擔り、其頂部尖狀をなし、峨々として屹立せり、其中央には南北凡七町東西凡三町の區域を有せる凹地(海拔六百八十尺餘)ありて、大地獄及小地獄の二箇所に溫泉及び硫黃を噴出す、前者は噴口凡二十を有し、後者は今唯一を存じ、吾妻、普賢、妙見等の諸山を通過する一線は、舊噴出口の外輪たりしが如く、千々岩灣の弧線を成す、而して此等諸山を構成する岩石は、本邦內地に其露出を見ざる、一種特異なる角閃安山岩とす、劇烈なる噴出は寬政四年、普賢嶽と前嶽近傍の破裂せしに止まり、以後其徵なし、古記に云ふ「正月十八日、普賢山より泥土を噴出し、二月上旬、右山續き同樣に吹出し、其後火氣に相成り、次第に燒下り、鳴動強く、三月朔日より地震日夜震續き、四月朔日酉の刻過、城近き前山割崩れ、山水を押出し、城下海より高波打上げ、山水と一つになり、城下町家等悉く一時に押流し、泥砂を海中に押出し、所々に小島出來す、城下より南凡十町程の所、高さ十間程の土手をなし、長く海中に押出し、凡一里程と相見え、南北にて拾箇村程の濵附人家は、悉く流失す、餘波肥後の飽田宇土玉名三郡の浦々に及ぶ」、云々。○水路志云、前岳の東側は嘗て崩壞して、其三分一餘を海中に投じ落し、而して現今の島原邑は、其崩碎物たるや疑なし、是等の小丘は岩質にあらずして、皆火山質の圓石泥粘土及浮石の層にして、大風の時は、屢々波浪の之を洗ひ去るを以て知るべし。

(湯里)　(峰湯)　(前嶽)　(普賢嶽)

うんぜんや湯女に立つ女郎花、　三千風

千千石（チヂワ・チイハ）

今千千石(チヂワ)村と曰ふ、小濵の北三里、小灣を抱く、西に向ひ船津(フナツ)と曰ふ。○鎭西要略に、應安六年、探題今川[illegible](滿範)千々岩の濵に合戰の事を錄し、原城紀事に、永祿十二年、有馬氏千々岩淡路守をして、千々岩に城き、龍造寺の來侵に備へし事見ゆ、又千千石をゼスイト教の古書に、Cingiua と錄し、氏名にも地名にもあり。

土齒（ヒヂハ）

千千石に同じ、土齒池今埋沒して、村里に入る。○太宰管內志云、風土記に「高來郡土齒(ヒヂハ)池、俗言比遲波、在郡西北、此池東之海邊、有岸高百餘丈、長三百餘丈、西海波濤、常以滌盪、緣土人辭號曰土齒池、池堤長六百餘丈、廣五十餘丈、高二丈餘、池裏縱橫、二十餘町許、潮來之常突入、荷蕖多生、秋七八月、荷根甚甘、秋九月香味共變、不中用也」とあり、比遲波(ヒヂイハ)は漂岩の義なるべし、さて是を今は千々波と唱ふるなり。

千千石灘（チヂハ）

島原半島の西岸、及び其西北に連接する、有喜(ウキ)浦、江野浦の海灣を指す、千千石邑は灣の東北隅に在り、大抵串山村京泊埼を東角とし、戶石(トイシ)村牧島を西角とす、灣岸東西に長く印形を成し、其西南は缺けて天草洋に連る。(此灘を一書に千葉洋と錄す)

西彼杵郡

彼杵郡（ソノキ）

今東西の二郡に分つ、肥前西南の海陬にして、大村灣と號する巨江を抱有す。和名抄に曾乃岐と訓じ、二郷に分つ、風土記には「彼杵郡、郷肆所、里四、驛貳所、烽壹所」と錄し、其郡名の所由は、景行帝の世の事なりとて「神代直捧此三色之玉、還獻於御、于時天皇勅曰、此國可謂具足玉國、今謂彼杵郡、訛之也」と述べたり、具足玉は曾尒比多麻と訓むごとし、其說附會に似たれど、亦當時の語のみ。

彼杵藤津の二郡は、中世大村氏之が地頭たり、藤津莊及彼杵莊と稱せり、建長二年、道家處分記に「家領彼杵莊、近衞北政所」と註せたり。史學雜志云、彼杵莊は二十餘里にわたり、高來郡を浸浮す、元弘の頃、東福寺領たりし由、博多日記裏書に見ゆ、九條藤氏より寄附せる者にて、大村氏を本莊の給人とす。

西彼杵郡（ニシソノキ）

彼杵半島の地なり、即ち早地頸の西方に擴延し、南北の二支に頒る、長崎港其中間に位置し、西海の都會たり、今一市卅八村に分つ、海島八村之に附屬す。（本書江之島平島の二村を南松浦郡に係く）郡衙は長崎に在り。

――――――――――――

浮穴郷（ウキナ）

和名抄に之を缺く、其地域今詳ならず。○太宰管內志云、風土記に「杵彼郡浮穴郷、在郡北、日代宮御宇天皇、在宇佐濱行宮、留神代直曰、遐歷巡諸國、既至平治、未被朕治、有異徒乎、神代直奏云、煙波之起村、赤[illegible]彼治、卽救[illegible]遣此村、有土蜘、名曰浮穴沫媛（ウキナハ）、捍皇命甚無禮、卽誅之、因曰浮穴郷」とあり、今はさだかならざれど、風土記に彼杵郡郷肆所とありて、浮穴周賀の二郷のみをあけ、和名抄に大村彼杵の二郷のみを擧たるに因て思へば、肆所の內二郷は和名抄に書せると同事にて、郡中を四つに別ちて南方を浮穴郷とし、西方を周智郷とし、北方を大村郷とし、東方を彼杵郷としたりと聞ゆ、されば浮穴郷は今の長崎より西南、野母崎までかけていふ名なるべし。今按、浮穴は本書郡北とあれば、有喜（ウキ）村の地位にあはず、且有喜は高來郡の管內とす、尙考ふべし。

矢上（ヤカミ）

（網場灣）

今矢上村と曰ふ、西彼杵郡の東端にして、北高來郡戶石村に接す、日見（ヒミ）村と相並び、南方に諫灣を控す、網場（アミバ）灣と曰ふ、灣東に牧島あり、牧島の東を千々石灘とし、南方を天草灘とす。○水路志云、網場灣は茂木浦の北東三海里、灣入一海里四分一、廣一海里、長方形にして、其中央七尋の處に錨地あり、唯南乃至南東の[illegible]開す、西側日見村に網舟港あり。

（日見）

矢上日見の二村、戶數一千五百、大村長崎間の小驛なり、長崎の東二里半、坂路險峻、之を日見峠と曰ふ、直立四百米突、嶺を截り道を開く。（鎭西要略、正平中、一色道猷小俣氏連を遣し、大村矢上の諸氏を會し、高來郡の宮方を擊たしむる事見ゆ、肥陽軍記に、天正中まで矢上氏存す。

於矢上致忠節云々尤神妙也、彌可抽戰功狀、如件

貞和六年十月三日　花押（直冬）

有間左七郎殿（有馬世譜）

茂木（モギ）

今茂木村と曰ふ、長崎の東南一里餘、天草洋に臨む小澳なり、其山中には第三系の化石を發見すべしと云ふ。○水路志云、茂木浦には小船投錨し得可し、此處南乃至東の間を蔽ひ、[illegible]をなす、又最大なる船は、浦口附近水深九尋乃至十一尋の處に投錨し得可し。

諸子看月、予茂木觀濤處、[illegible]亦至、百餘同賦、

登臨有待雨初收、[illegible]看冰輪出海濟、[illegible]按九州光蕩漾、波開一道影分明、百餘詩賦具宵興、坐上杯樽故友情、誰掉扁舟乘賞去、隔汀吹起玉簫聲、　遠帆

原城紀事云、教匪亂起るや、茂木は長崎に接し大洋を控ふ、其代官を佐野抱左衞門といふ、謂らく日見、樺洲、大崎、北浦、木場諸村、長崎と犬牙相接し、葭族（コロビ）の窟巢たりと、最監察を加ふ、後來長崎騷擾せざるは、抱左衞門與て大に力あり。

野母埼（ノモ）

彼杵半島南支の西南端なり、今野母村、脇岬（ワキミサキ）村の二を分る、東南に一島あり樺（カバ）島と曰ふ、肥御崎（ヒノミサキ）と號し、觀音閣在り、□□中寂好上人の開く所也。○水路志云、野母埼は長崎を距ること十三海里、一半島の南西端（高島の南六海里許、天草洋の西北限に當る）にして、遠望すれば島の如く見ゆ、埼上に樹木蓊蓍たる著山あり、權現山と曰ふ、其海に面する者兀たる山肩上に、一佛閣を望む、野母埼は多岩にして、數多の險礁滑布し、距岸四分一里の遠まで、點々干出す、埼の東側には樺島あり、北方三海里許には三つ瀬と云ふ危礁あり、航客の恐怖する處なり。

（肥御前）

海源抄云、昔肥前國に肥御前（ヒノミサキ）と云處は、日本の西南の月浦の東北なり、異なる樹奇なる石あり、其處に神ましま す、西は海渚なり、其所の故老物語曰、自昔此處は觀音地藏の來給ふ砌なり、于時叡効勝行と云二人僧、此事を聞、麓を拜み奉る事を祈念申す、一七日空過、又猶心を一にして、なく〳〵申ければ、第八と云日晨朝に至りて、小鶴に乘りたるが前の海を渡り音樂を調たり、其音今の金高萬秋之曲なり、又文を誦をきく其詞云、每日晨朝入諸定、入諸地獄令離苦、无佛世界度衆生、今世後世能引導」此四句の文なり、二人僧涙を流して合掌禮拜す、遙に西をさして音樂雲上に聞ゆと申傳へて侍るは、殊更に疑ふべからず。○本朝世記に、肥最埼ありて、卽肥御前と同じかるべしとおもはるるも、高來郡と云へるは疑ふべし、

（肥最埼）

太宰府解申請官裁事、言上大唐呉越船來着、肥前國

松浦郷柏島狀、附曾房、藩鎮条仟石、乘人曾佰人、交名在別、一艘ニ將ゑ、三艘軍盛仁ゞ、三艘與吸交過、右得管肥前國今月十一日解、同日刊來備、管高來撿肥最津舊國所、今月五日解狀、同月十日亥剋到來云、今月四日□刻、件賊船、自南海投來、警固兵士等、以十三艘追、賊自肥最津島浦去々、將兵甲追云、以去三月五日、始留本士之岸、久□治雍云々。

乙巳四月日、早進野母港口　高　玄信

繫月偏舟到此間、西望邑見海門山、歸波席卷西南界、小嶼圖浮中外寰、萬里玄冥潛品怪、一方天塹慰狮蠻、靜流倒影蔵初霧、几曲人家在玉灣、

肥御崎の事、元亨釋書に見ゆ、叡好傳、叡好三昧和尚之門人也、與横川學行結友、游歷諸州地、到肥前之肥御埼、此地日域西南之陬、奇石異木、諸他所、古老傳口觀音地藏垂應之區也。○外交志稿云、寛永十五年、島原叛匪の役了るや、松平信綱長崎港口の形勢を巡覽し、野母崎の遠く斗出し、異船入津を觀察するに便なるを以て、山上に遠見番所を置き、以て帆影を認めば狼煙を飛して當番に報ぜしむ、又東北岸山の上に烽火臺を設け、遠見番所を置き、警報あれば狼煙を擧て、近國の諸藩に報ず、山々相承け、三日間にして、江戸に達すべし、以て永制となせり。

脇岬（ワキ）（島樺）

今村名に歸ず、野母埼の東にして亦一岬あり、岬南に樺島（カバ）あり、方十八町許、戸數三百、亦一村を成す。脇岬并に其北に接する高濱、蚊焼（カヤキ）、爲石（タメイシ）の諸村に、石綿を產出する地ありと云ふ。

深堀（フカホリ）

今深堀村と曰ふ、野母埼の東北三里、高崎灣口の南門（常航路にあらず）に當り、前に香燒島あり、營に八郎嶽峙つ、此峰凡六百米突、彼杵半島南支の最高點とす。○深堀は西彼杵の舊邑にして、中世土豪此に住し、一方に雄視す、相州三浦平氏の裔胤なり、今も戸數二千二百の大村なり、相隣りて高濱（タカハマ）村あり。

（濱高）

鎭西要略云、三浦左衛門能仲、鎌將軍宗尊親王政所令書、補肥前國彼杵郡戸入浦（深堀文書に戸入戸町并び見ゆ、入を町とよむ歟）地頭職、深堀者氏號也、被及地名。○按に、深堀文書世に傳ふ、元弘三年「戸町浦、高濱一分地頭、深堀彌五郎正綱」と見え、建武亂後には武家方に屬せり、天正中に邑を失ふ。肥陽軍記云、深堀浦の城主深堀純堅は三浦大助義明の末なり、龍造寺より之を責められ、天正五年、隆信、神代に出張り給ふ、有馬方神代貴茂、長田左京、深江下野、安德惟山、島原純豐等に出向ひ、田平、三江、島原に屯す、合戰の後和平の計らひあり、天正十二年、島原合戰の後までも、深堀は城をかたふして、龍造寺に方人し、薩軍の和平の使を、深堀純堅首切て佐賀に送りぬ。

海上眺望　遠帆

風捲潮頭濺客顔、飛帆出沒亂雲間、鵬程萬里無涯際、習見洋心一髮山。

高島（タカ）

深堀の西南四海里、洋中の孤嶼なり、近年石炭の坑業起りしより、夫役之に寄住し、今高島村と曰ふ、方十町許、本島の南に中之島、端島あり、並に岩嶼なれど、亦炭坑あり。

水路志云、高島は伊王島の南方三海里にある一島なり、東側に高さ三九〇呎の一山脊あり、其西面の險崖上にも亦小山脊あり、凡該島の海岸は凹凸甚く、其北角及び西角より礁脈一鏈半擴延す、本島の東側に石炭坑の採掘場あり、所謂高島炭なり、明治廿四年調に依れば、年々三十二萬噸を產出せり、其錨地は唯一箇處にして、島の東側に於て、水深二尋乃至七尋、底質爛泥及び沙の處にあり、而して鞍澤三鏈の處に至れば、水深急に十五尋より二十尋に增す、この近海伊王島より野母埼の間に岩礁太だ多し。○地學雜志云、高島炭、其質最佳良にして、炭層も厚大なり、然れども其面積狹小なるを以て、高島の本島の如きは、百間坑の一部を除く外は、已に採掘し、中之島は水災の爲めに廢業に歸し、現今採掘するものは、百間と端島とのみなり、此二島の出炭量は一箇年十餘萬噸なるべし、且永く此炭量を產出すること能はざるべし又云、高島石炭層は黝色或は褐色を帶べる頁岩及砂岩より成り、層向は概して北東より南西に走り、十乃至三十度の角を爲し、北西に向て傾斜し、日本國中他に其比なき優等なる厚層の煤炭を夾み、層厚一丈八尺のものを下底とす、九州北方平戸（ヒラド）近傍のものと、其質に大差あり。

（尾蔭）

香燒島（カウヤキ）

深堀の西北三百間に在り、長崎港口を擁塞する一島にして、其諸岸に向へる水道は暗礁多く、船舶航走すべからず、香燒瀨戸と曰ふ。此島の高峯を遠見山（トホミヤマ）と曰ふ、往時和蘭船入津の際標を置きし所なり、北を蔭尾（カゲノヲ）と曰ふ、今燈臺を設け、長崎入津の航路を照らせり、本島は長凡四十町（蔭尾長刀埼に至る）幅員は廣狹參差、蔭尾に一溝ありて、香燒と分離し、二島と爲る、戸數二百、深堀に屬す。○水路志云、香燒島は其高さ三九二呎、長崎港附近の最大島にして、數多の小嶼及岩礁脈之を圍繞す、香燒島と沖の島の間を大中瀨戸と稱し、陸岸との間を香燒瀨戸と曰ふ、兩瀨戸共に暗礁多く且狹隘なれば、容易に通航すべからず、天然の險隘也、蔭の尾島は高さ二〇〇呎あり、香燒島の北に接し、僅に狹隘なる端舟水道に界するが故に、恰好一島の如き觀あり、此蔭尾島、燈臺を北角上に設置す、燈高は水面上四十呎、其照天光達八里、航路は燈臺と高鉾岩の間とす。

筑紫紀行云、蘭船毎年六月中旬より七月中旬までの內に入津するなり、されば五月中より高方へ遠見を置て、五六十里沖のあなたに見ゆれば、御奉行所へ申し出て、長崎近附來て五六里あなたになりぬる時、奉行所より檢使通事など、掛の役人小舟に乘りて、白赤靑の色々の旗を

立て出迎ふ、彼方にも同色同數の幟をたつ、是を眞合せといふ、眞合違ふ時は迎ひ拂はれ、違ふことなければ入津し祝砲を發す。○外交志稿、天保中、清英相戰ひ、其船屢我邊海に出沒す、幕府命じて武備を修めしむ、佐賀藩主鍋島齊正長崎に在り、精兵を撰び親ら率ゐて香燒島に至り、營を結び刀槍火技を練習し、以て永制とす。

鬼界千疊叢、所見、在硫黃島、　遠帆

萬仞危巖枕海隈、高歌決眥立荒臺、雲埋流鬼蒼茫合、浪蹴飛鶴浩蕩開、宿雨晴過孤鶩遠、夕陽明處一帆回、水天低盡迷吳越、只見寒潮去復來、(流鬼飛鶴、俱地名)

伊王島（イワウ）

今伊王島村と云ふ、香燒島の北西に連り、硫黃、沖の二嶼より成る、長三十町、幅九町、戸數二百餘、硫黃沖の間に狹水道あれど、石礁之に滿ち航すべからず。伊王島燈臺は北西端に設置す、晴夜光達距離二十一海里とす、淺灘あり燈臺の下北方一鏈の間に擴延す。○水路志云、伊王島は長崎港外口の南側に位置す、其南沖島の間に至狹の端舟水道あり、伊王島は島勢凹凸起伏し、其東岸は高さ三五二呎なり、此島の北西角たる伊王鼻は、長崎港に入るの好標準なり、其頂は盡く樹木を伐除して、燈臺及び信竿を建て以て、船舶の來着を長崎に信號せしむ。

原城紀事云、慶長十五年冬、天川の甲必丹矢母爾玉落入津して互市す、有馬晴信建白、矢母爾玉落は臣が深仇なり、臣邑兵を以て甘心せんと欲すと、親ら長崎に赴く、耶蘇僧潛に矢母爾玉落に告ぐるに、密謀あるを以てす、矢母爾玉落懼れて帆を揭げ將に發せむとす、西風大に起り舟進まず、十二月九日、晴信漁舟數十を排列し、薪を積み火を放つも成功なし、十二日、巨船二艘を聯ね敢死の士を擇み之を操る、直に外舶に近づき大砲を連發す、船中火藥迸發、亥時に至り彼我の船ともに燼灰となりぬ、或云、時に西風大に起り、船漂ひて硫黃島にかへる、晴信兵を率ゐて火箭を射ければ、火藥迸發すと。

神之島（カウノ）

香燒の北伊王の東にして、長崎港外口の一島にて、今淵（フチ）村の所屬なり、方數町、民家數十あり、此島の南神埼崎と東方堺岸(淵村、神埼の間に、高鉾島、卓府島(一名長若)の二岩嶼あり、皆共に外口航道の北側に當る、神之島と堺岸間の狹水道は名づけて小瀬戸と曰ふ。○水路志云、神之島は長崎港口に在り、島の東に小泊島あり、又島の南西に石堤に由て連絡せる一小島あり、四郎が島と曰ふ、高鉾（タカボコ）島は神島の南東にあり、高さ二五二呎、樹木茂生せる小險崖島にして、長崎港口を認むる最好標たり。

(高鉾島)

外交志稿云、承應二年、幕府平戸藩主に命令して、砲臺七所を長崎に築き、海警に備ふ、太田尾、女神、滿珠島、神崎、白崎の四所形勢接續、關鍵を扼す、高鉾、長刀岩、陰尾の三所、長崎入港の門戸たり、控禦の方漸く備る、是より先野母（ノモ）崎に遠見番所を設け、元祿元年、又遠見を小瀬戸の山上に設け、外舶の來るを見て野母山上に白旗を揭ぐれば、小瀬戸承て梅香崎に通び、鎭臺に報ず、之を永制と爲す、又云、天保中、清英の兵結び、違年解けず、鍋島齊正、長崎港口、高鉾香燒、島嶼散布、海門守備未だ全からざるを以て、砲臺を神島伊王島に築かんと請ふ、聽さず、齊正以爲らく、幕府因循、空く歲月を過ぐ、若し此二島を乞得れば、一藩の力を以て之に備んと、嘉永三年幕府之を許可す、乃山を削り海を塡め、神島四郎島を接續し、砲臺を其上に築き、戍兵を置て之を守る。

(四郎島即白崎なるべし)

白崎、一名天門山、　太田　南畝

天門山斷海門開、岸上人煙接紫臺、處々白雲飛不休、秋風一片布帆來、

風巡長崎諸壘、舟中作、　草場　佩川

九嶺々設佛狼機、兩岸青屛齊選開、炊煙長鎖烽燧氣、波濤不起吶喊威、梅崎連朝黃龍陳、椰島群帆白鷺飛、歲々更番明代築、日南鮫室貢珠璣、

長崎（ナガサキ）

今長崎市、人口七萬五千、西海の大埠頭にして、殷賑九州に冠たり、元龜天正の比、南蠻船初めて入泊し、私に互市場と爲す、豐臣氏九州平定の時、收めて公料と爲し、市街を開き、衛戍を建て、爾して外國貿易の門戸たらしむ。德川幕府の初め、禁令益嚴密を加へ、長崎の一港、和蘭、淸の二國商船の外、一切の交通を停止す、是より此地久く內外交通の唯一門戸たり、西方の文物消息、皆之に經由して入り來る。幕府の末造に至り、歐米諸國の和親貿易を求め、造船所を起す、仍五港の隨一たり、大政維新、縣廳を置き、地方を兼ね統べしむ。此地港灣狹長、艦船の需要する所、皆備るを以て、內外東西の航路、必由の處と爲す、又近日鐵道竣功して、佐世保佐賀并に九州の幹線に連絡せり。(長崎隣接の諸村、上長崎、下長崎、戸町、浦上、山里、淵上、淵の五あり、當然本市に屬す)

長崎をば或は修して崎陽と云ひ、又舊名瓊浦（タマノウラ）と曰へりとも云ひ、詩文には往々是等の使用を見る。

(瓊浦)

送友人遊官長崎　　服　南郭

萬里樓船迥不迷、到時波穩夕陽低、九州都會新開府、千古司官舊鎭西、自有蠻賓來獻表、何勞逆海走鯨鯢、幕中参佐推王粲、書檄須君手筆題、

長崎客中、寄子和阿兄、　僧　獨立

匆々別去忽經年、有夢而逢海角邊、爾我積時同作客、弟兄把臂合隨緣、遙瞻南越家何遠、近憶西湖夢自牽、世外人情俱不問、半窓風雨讀燈前、

送人之崎陽　　龍　鶴臺

雲含越山雨、海接浙江潮、明日人千里、相思一水遙、

月を見て長崎の方言をつゝる　　蜀山人

長崎の山からいづる月はよかこんげな月はゐツとなか

ばい、

入舟や皆もろこしの秋の風、　涼袋

(深江)

太宰管内志云、長崎は名高く長くさし出たる崎とす、登壇必究の日本國圖に、肥前州長岐とあるは、岐は崎の誤とす、此書には豐太閤征韓の事を錄し、明末に成れるものなり、(今按に長崎の地に、著顯なる岬角なし、管内志の説附會に近し)○長崎は舊名深江(フカエ)と云ふ、蓋深江は郷名にして、長崎村之に屬せるごとし、在昔海隅の寒邑、其舊事を傳ふる者少し、或者云ふ、源倉北條家の家宰、平姓某伊豆州長崎村を領し、長崎氏と稱す、元弘の亂に拗解由左衛門爲某西海に淪落し、肥前瓊浦に到る、子孫其地に食して邑主と爲る、天正中、當某八世孫甚左衛門に至り亡ぶ、乃大村氏に併せらると(長崎縁起を參考)或は云ふ、長崎は古に著れず、往時土豪長崎小太郎、戸町藤次郎、手熊太郎、時津四郎、浦上小太夫等數家あり、各一邑に割據し郷民を撫育す、小太郎最強盛なり、遂に長崎を以て地名と稱すに至る、小太郎十世の孫左馬助子なく、島原城主有馬氏の子を養て嗣となし、子甚左衛門を生む、甚左衛門大村純忠の女を娶り、世襲族たり、天文中、長崎氏亡び、其地大村氏の有する所となる(長崎實錄大成)(原城紀事、長崎甚左衛門多く宗門を尊ふ、春德寺山上に城て居る、天正中、南蠻人來り天主教を弘む、比隣漸く之を信奉す、或者之を甚左に勸む聽かず、衆其異を惡みて兵を起し、高木某を推して謀主となし、甚左を逐ふ、天正十年なりと、又云、元龜元年、波爾杜瓦爾商船至深江、請邑主大村氏理專、爲互市創市區、理專篤信天教、啓如所請、命家臣友永對馬、於深江開互市場、創萬坊、歷二十餘年、成二十三坊、其名往々以九州地名者、各以居者、提管來往、與蠻商交易、可無商知、高木、高島、後藤、町田四人、此爲坊老、司市政、(長崎實錄)蠻人厚謝理專、互市者、多與少取、圖坊德之、漸々入天教、諸伴天連、毀所在神祠佛寺、造天主堂、凡十一宇、(舊本長崎記)更請舉一郷爲天主祀田、理專不可、再三强之、而後許焉、於是伴天連之徒、無復忌憚、神祠寺院、悉爲天主祀、一郷政治悉關伴天連、(長崎實錄大成)又云、深江の隣郷に深堀茂宅あり、天正六年三月、兵七百餘人を率ゐ長崎を襲ふ、市人四百餘人折鬪して屈せず、既にして水軍相當る、市人舟を作り號して復讐船といふ、佛郎機を設けて之を與發す、茂宅の兵敗走す、此の時に當り市場常に柵を備て、鳥銃佛郎機を設けて、外寇に備ふ。○日本西教史云、其會教師が曾て土人及び寄留の葡人を扶助するため、長崎に到りし時、戸數五百に滿たざりしが、歐洲の船舶渡來してより、此地日に繁榮を加へ、千五百九十年には、歐洲船三月淳泊の間に於て、來往の商工を除き、居民五千家を數へぬ。

長崎地名考云、元龜元年、南蠻船一艘始て當港に入津し、商賣の事を願ふ、是より續て年毎に渡來す、此趣近國の商人傳聞し、來り集る者多し、小屋を構へ住す、同二年領主大村理專、高來郡領主有馬修理太夫義純と申し合せ、地割して六町の町を建る、即島原町(今萬歳町と云)大村町、平戸町、外浦町、文知町、横瀬浦町也(文知町は後外浦町に、横瀬浦町は平戸町に入る)これ長崎町建の始也、此町々にて重立たる浪人、高木勘右衛門、高島了悦、町田宗賀、後藤惣太郎を所の頭人と定む、天正十六年、右町々地子免除の御朱印豐臣家より下し賜ふ、文祿年中まで貳拾貳町を建て、都て廿六町之を内町と稱し、異國渡海御赦免也、德川家の治世に移り、慶長年中迄、又四拾町を建てたり、寛文十二年、新に拾壹町を割出す、是を長崎外町と稱す、此町には地子上納被仰付、村山東菴之を支配す、後に末次平藏之に代る、元祿十二年、幕府の命有之、是迄長崎内町外町の名稱を止め一統とし、地下人に被下配分金米等の割符被仰付、此時町年寄六人と定め、長崎中總支配被仰付、又長崎の萬事を專らとせに、此地は永祿元年當主長崎甚左衛門領知當地を巡り、大村理專代りて領主となる、元龜元年南蠻船始めて當港に渡來し、是より年々渡海す、然るに蠻人等過商を名とし、切支丹邪宗門を里民に勸む、里民も大にこれを信し、神社佛寺を破却焼亡し、剩へ領主大村理專に諂り、此地を切支丹寺分に押領し、年月を經るに隨ひ日々に增長す、其後此趣を豐臣太閤殿下の上聞に達しければ、其非儀を怒らせ給ひ、天正十六年、上使藤堂佐渡守寺澤志摩守を差下され、長崎の地を公領に召上られ、切支丹邪僧を本國に返却け、邪宗門は禁斷被仰付、鍋島飛驒守を御代官に被任、長崎の地を御領と成れける、(初め天正十年、大村有馬の兩家の嫡威、中浦原の二氏、僕從各二人、總て六人にて、切支丹の教法を學んで西班牙羅馬に赴きたり、此人々同十八年に長崎港へ歸航したり)文祿元年、長崎町中の要害として、島原町と本博多町境に一之堀を掘、慶長元年豐後町と櫻町境に二之堀、櫻町勝山町境に三之堀を掘、同五年小川町磨津町の境并に引地町と袋町の境に堀を掘り小川を通し、内町外町の境界を定む。

「定　長崎

一當町御料所に被仰付候上は、年分役有之間敷事

一右樣之□物納所申上□□、横役不可有之事、附地子は得上意可免也

一當所之儀此兩人に被仰出候間、爲代官鍋島飛驒守へ預置候、何も可成其意候事

一くろ舟之儀前々のごとくたるべきの間、地下人令馳走當所へ可相附候事

一自然下として不謂儀申懸候者有之とも、一切不引仕間敷事

右之旨相ろむくともがら於有之者、急度兩人かたへ

可申越候、堅可申付候也、仍如件

天正十六年五月十八日　戸田民部少輔殿

淺野彈正少弼長吉」

「長崎へ黒船如先々相着し、可致商賣、并當津地子之事、被成御免除畢、猶淺野彈正少弼、戸田民部少輔可申候也

天正十六年五月十五日　（朱印）

長崎　惣中」

有方錄云、(寬政八年)九日宿矢上驛、驛中官道、修治砥平、十日、日見山、酒店臨亭、接席而造者、以近長崎、客橐之俗、已可見、下山入溪、跨溪以石梁、梁甃石起之、下閉上合、以成二門、其狀似日暈、是已爲長崎、其地方一里、其西地乃坼、海水入之、故其形如燕尾、市居累居、切江遶山、雖恐不相容、官開互市利、引漢舶于此、其餘利之及網戶、富庶如是、又云、長崎平地市闤之地、寺觀倚山、墳墓在半腹、回瞻之、東南北比丘隴、中元祭祀、必持酒粢到墓前、鐃鼓歌謳。

萬瓦鱗圍一席天、海雲崖樹導於煙、市樓通地無空隙、佛刹依山互接連、落日鐘聲空閣館、迴風潮淵江船、時清不見窺窬者、夷往蠻來二百年、　尾崎

長崎縣廳（ナガサキ）

今外浦（ホカウラ）町に在り、肥前國六郡并に壹岐（一郡）對馬（島廳を置く）を管治す、外浦は舊名森崎（モリサキ）と云ふ、其西濱を大波戶（オホハト）と云ふ。

縣廳は舊長崎奉行西役所跡とす、長崎奉行は豐臣氏の時、文祿元年、唐津城主寺澤志摩守廣高初めて之に補せられ、本博多町に勤番屋敷を建つ、德川氏に至り、旗下の士を以て之に補し、寺澤の舊邸に治せしむ、寬文十年、森崎（モリサキ）に移す、延寶二年、兩奉行一邸に居るを不可とし、岩原鄉立山に新邸を建つ、之より立山森崎の二役所と稱る、森崎一に西役所と云ひ、明治維新後、更めて縣廳を建てらる、（立山役所址は今中學校郡役所の敷地と爲る）鄉西御船手内にして、天草役の大砲丸を安置す、大波戶場此也。

(森崎)

長崎會所址（ナガサキクワイショ）

今東中町に在り。地名考云、市法會所の起りは、慶長十九年、白糸黃糸南蠻人持渡分、江戶京大坂堺長崎五ヶ所の商人共にて割符し、商賣相營來處、明曆元年に至り、右五ヶ所商人共より、利潤薄く商業取續難き趣を以、糸割符商賣相止、右代りとして寬文十二年市法商賣と申す事始り、會所を今魚町に建、唐阿蘭陀商賣定額銀高の外に增銀致し、市法商賣の法を建、右に係る一切の益銀は、長崎町人中へ分配被仰付置、貞享二年に至り元の如く糸割符商賣再興相成、此時市法會所を直に割符會所と改稱、元祿十一年に至り、割符會所の名目を改め、長崎會所と唱へ、唐阿蘭陀商賣方を始め、長崎表に係る金銀一切の出入を總轄する處とし、數名の役人を置き、是を長崎會所と稱し、會所を東中町に建、構内に金庫并に諸品數棟、役々詰所を建る、每年秋長崎奉行交代の節新古奉行立會、金銀并貨物を引渡、且一年中の金銀出納を江府へ上達す、又會所より買代りとして相渡銅は、年々大坂銅座にて買入、當地へ廻漕の處、遠海運送且は海路難破等有之、莫大の失費有之、直段及高直、外國人引合損失相立により、享保十年、江府伺濟の上大坂銅座より荒銅買入、當地西濱町裏手空地においてこれを棹銅に吹立、買物代り品に相渡來處、江府命令有之、文久二年長崎表にて吹方相止め、從前の如く大坂表より買下、唐蘭へ渡す、又煎海鼠及び諸國より煎海鼠、干鮑、鱶鰭、昆布、其餘海產類を買集め、唐方商賣代り品々相渡來處、元祿十一年、右唐方渡海產類も長崎會所へ株主共より買入、唐蘭へ渡方相成、此後株主共にて海產類買入の前貸渡、年々過上致し、返納の途相滯るより、天明五年俵物受方株主を止め、長崎會所直仕入と相成、俵物所を西濱町より築町に移し、俵物役所と改稱したり、云々。

瓊浦竹枝　遠帆

報道蠻船點遠空、幾人奔走岸西東、須臾豆大爲山大、四十八帆齊順風、

會館　太田　南畝

崎陽府庫有餘財、鐵鎗緘封鎖臺、市舶買人多結解、案頭長滿簿書堆、

出島（デジマ）

森崎大波戶の南なる沙嘴にして、今出島町と云ふ、舊和蘭陀人の居留地なり、初め寬永十一年之を築き、葡萄牙英吉利の兩國商人を置けり、島原亂後に平戶の蘭人を招ぎ、此に居留せしむ。長崎地名考云、出島は始め南蠻人の住館なり、寬永十一年江府の命令に、南蠻人英吉利人共、船に居住し、又町家に差置事不可然、市中を離れたる所を見立、館を移徙つべしとの也、此處市中町人傳承し、奉行榊原飛驒守へ及出願、自費を以蠻人住館取建、蠻人に借し其敷料受用致度旨開届有之、其場所は江戶町向手の海中を埋め立べしとの差圖あり、是より蠻人旅館并土藏數戶、諸役人詰所迄悉く成就す、因て市中寄宿并船住居の蠻人を新館に移し入る、寬永十五年、島原耶蘇徒蜂起の後、猶此耶宗門嚴禁也、依之當地在留の蠻人も皆本國へ歸帆せしめ、自今通商禁絕被仰付、其跡暫く空館なりしが、寬永十八年、先年より肥前平戶へ渡海貿易致す阿蘭陀人、從地を引拂はせ當港に移り、南蠻人の住館を其儘蘭人住館とす、則當所を出島と名付、又島の形狀扇の面の如くなるを以、扇島ともいふ、

禁制

一傾城之外女入事
一高野ひじりの外出家山伏入事
一諸勸進のもの并乞食入事
一出島廻り榜示木柱の内船乘廻る事、附橋の下船乘廻る事
一斷なくして阿蘭陀人出島より外へ出る事

右條々堅可相守者也
寛永十八年巳十月。

荷蘭船行　山陽

碕港西南天水交、忽見空際點秋毫、瞭樓號砲一響發、
二十五官弓皆張、街巷如沸四面噴、說是西洋來紅毛、
蠻船往還限有時、南風持信待清明、驅入港來如巨鼇、
大艘大動二艘、官舟迎送其幾艘、牽之海港聲呼々、
譬如出水百尺高、背風背潮順風先、三帆直捲高萬鬣、
檣柱仲高如桔槔、渡口望如猿於猱、升降理之下隱猱、
下碇滿船齊喧噪、聲發口吻聲聲瞭、罷周圍周遭、
兵器猶不欲的筋、嗚呼小醜何宜自書、萬里逐利在貨
寶、可惜一葉之顯瀛、實如浮蟻擬羶臊、推乃割鏡費牛
刀、何乃費長木桃、

長崎雜詩

一分是海二分山、夾海山為何葉間、戴館官樓三萬戸、
高低山色海光間。火海松其給上頭、火事有作觀音堆、
連帆早宿風方起、華行洋賈入港來。入港商賈皆船、
顯樓信口微風傳、兩岸戌卒森旗戟、萬燈如星夜不眠。

唐館址（タウクワン）

出島の南東、十善寺郷（ジフゼンジ）に在り、今唐館内と呼び、俗に南京屋敷とも云ふ、面積凡九千餘歩、蘭國數字尚遺れり、近時の南京町は新地の廣場の一部を指す（十善寺郷とは、唐寺名に起因す、寺の古井館内に遺れば、此地即寺址なり）

長崎地名考云、唐船は往古より當津へ通ひ、永禄元年の頃より平戸唐口を往來、九州地方津々浦々に渡來せしに、寛永十二年、幕府の命により自今唐船に入る事を嚴禁ありて、長崎の一港に限るべき旨也、唐船始めは拾艘實は貳拾艘なりしが、後には百餘艘にも及び、唐人は市中に寄宿し、頃年寄る者ありて毒害を業き、南蠻も唐國商人と相對し、年月を累ぬるに隨ひ自由を働き、土地の取締不宜旨、江戸表へ聞え、元禄元年、唐館建設之儀被仰渡、十善寺郷の地を開き、當年より工事を始め、同二年悉く成就す、構内には諸役人詰所、大門二ノ門、唐商住館數棟、市場、關帝廟、土神堂、觀音堂、網打場、等あり、因て市中住居の唐人を入館せしめ、他の出入を停め、自今諸役及傳差等之外、猥に門外するを禁ぜらる、又元禄十一年、唐船二十艘分の品物藏、火災に罹りしにより、梅香崎（ウメガサキ）の海面埋立を願ひ、十五年新地成る、荷物藏七十五戸前、此の費用銀六百貫目、之を新地庫と云ふ（梅香崎は延寶八年奉行牛込氏の時の埋立地とか）唐館に御高札場には、

禁制諸人

一耶蘇邪徒（蠻俗曰天主教）以詐惑衆頑故、其黨所來者、先年悉皆斬戮、凡其徒自阿媽港蠻船渡之事、既停止之、自今以後、唐船若載彼徒來、則誅斬其身、而同船者亦當伏誅、但首告同船者、宥而不罪、則教之可賞事

一唐船載其徒之書札、若書寫之物、諸其事來於日本、則必誅之、若有潛犯而來者、速可告之、然而宥其咎、凡其當時、可告於長崎奉行所事

右所定如此、唐船諸客、皆宜承知、勿違矣

貞享四年十二月　奉行

崎港雜詠云、日本國長崎唐館外、西由環山、煙火萬家、常泊諸蕃船、館舍環鋪、海門列岸、港合崎岸、軒欄尚華、如十三島、可望而不可到、允爲佳處、不同凡境、

一名瓊浦、風土甚佳、山輝川媚、人之聰慧頗敏、不亞中華、男女悉操野嗚聲、其俗亦有方、館週遭僅一里有半、土垣竹籬、如柵周然、屋不滿二十、街分三路、附而居者曰瓊子、屋必有樓、樓間僅平屋而已、屋製樓數楹、館主及管事者、各居其半、下則梢人雜處、欄子之稱、始自搭客、梢人之有管者、別營以居、今多架樓、頗尚精潔、而屋之宏偉、與閩浙爭敵、添設前後廳事、或置其左右、三面黒鐵張、異樣衛時大不省矣、唐屋正畢、有官管者三人、名曰守者、關門禁有也。〇扶桑記云、我國與東南通、商賈船至長崎、各以土宜、交易已久、二百餘年前、就南向和戸部、又於江浙、而後往出口、販賈洋銅以資鼓鑄、及至百餘開市、華人之附西人去者、殺如、然不省藏貨、長崎居民中、有能操華語者多、間時賞役、易代之際通此、不歸者日人、北家亦多藏古書、市中女子多頭華人之賤、不素市區、北供酒樂宜碑、清歌長流、一如家室、可命有害至如歸之樂。

瓊浦同官事來崎、同舟泛遊　賴　山陽

山來海渡潮見明、南望蕃舶如油、紅旗夜宿京倡樂、
倒影樓臺樓、何料一帆浮倡、不妨官舫作陪遊、
脆涼更擬倚條具、亂月終宵滿闌秋、

中秋

風動雲收猶未收、一任待月且登樓、瓦光明滅海山影、
燈色依稀蠻舶舟、長鋏自哀成久客、蠻雲兩度及中秋、
天涯醒醉同今夜、誰念羈客獨此州、

偶居

北岸喝闖月、南樓院以窗、樓高數尺、臥聞萬國天、
互市居貨約、倉庫臨闠闠、一竿出桃枝、時見彩闌、

瓊浦詞　梁　星巖

雪曲前歯館下行、吳歈並號名新聲、夜深曲罷船散、
三十六灣空月明、

新地庫　太田　南畝

臨海四倉水門開、百貨皆此地廻、把貨更連清庫日、
吳綾蜀錦滿船來、

諏訪神社（スハ）

長崎市の大町にして、此地の產土神とす、市街の北偏、山に倚り殿舍門廡を構架す、石階を踏みて之に登る、背後の山は皆古松樹の布置を加へ、開きて公園と爲す。本社は諏訪神社青崎井に在崎（今本市、江戸

町外浦町の古名）の神を祭り、元和中、金山院實清法印の再興して、吉利支丹の[illegible]せる者也、（[illegible]）[illegible]青木氏と云ふ、境内に元日櫻と呼ぶ名花あり、又洋醫シーボルトの碑あり、諏訪公園の南麓に、[illegible]院址あり、此邊を立山(タテヤマ)と呼び、嘗長崎奉行の舊址にあたる（奉行を崎陽の雅言に鎭臺と曰ふ、二人若しくは三人四人を置き、隔年當番に事を視る、其下に目付代官あり、代官は高木氏の世襲たりき）

有方錄（寛政八年）云、九月十一日、土人方守諏訪神祭、[illegible]儀衞、比王公、與神輿、巡行衞、觀者拜跪叩頭、男女十歳許、大者四五人爲朋、[illegible]、凡有三十餘朋、中有[illegible]、謂之[illegible]人舞、又有前[illegible]、過見之、衣服帳韓、其國[illegible]人、諏訪神之於長崎、鎭守神也、在昔慶長寛永之比、[illegible]教入而已久、頗傾人心、欲以法禁之、以教導之、今祠官[illegible]有同[illegible]之志、建議祀此神、時俗崇元踏海來歸、官特崇信、使知所依歸、亦所以[illegible]之一術也。

（立山）

聖堂(セイダウ)　諏訪神社の東、新大工町に在り、中島天満宮と相對ふ、孔子を祀り、明倫學校と稱せり、其中門の扁に大學の一經を寫す、故に大學門と號す。初め正保四年、儒師向井元升、鎭臺に請ひ孔子廟を立山に營み學校と云ふ、寛文中燒失し、寶永七年鑄錢所の地を以て學校と爲し、修築を加ふ、今の聖堂是也、向井氏の子孫世々學官たり、即舶來賦書の拒斥を命ぜられ、唐本改役と號す、明治四年其職掌を解かる。

又此鑄錢所は、唐貿易の銅錢を補充せんが爲め、寛文天和の頃に置かれし者とぞ、錢銘に元豐通寶とあり、鑄造數年にして罷めらる、此傍なる溝水を錢屋川又は堂門(ダウモン)川と呼ぶ。

帶到漢苑人可思、大音寺東夕陽移、只今文運非當日、惆悵寒山一片碑、　梅外

春徳寺(シユントク)　[illegible]神社の東なる一丘の上に在り、此丘を城山(シロヤマ)と呼ぶ、長崎氏の[illegible]の跡とす。寺中に[illegible]人の墳多し、中にも[illegible]氏の墓は、其[illegible]なり、古來世に聞え、唐寺に之を建築せり。○春徳寺の境内に吉利支丹井あり、門前の畑中、此にトヲトノサンダと呼べる西教の一寺ありて、其遺跡とぞ。

長崎神社(ナガサキ)　夫婦川の春徳寺の下に在り、長崎甚左衞門純景（諸書に甚左衞門と云ふに同じかるべし）を祭ると云ふ。

長崎[illegible]君之墓誌

予嘗[illegible]、[illegible]長崎邑主[illegible]君之[illegible]誌、其略曰「維正[illegible]三[illegible]、君[illegible]降于邑、[illegible]君之[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]其所、[illegible]之[illegible]也、邑之童子、有[illegible]、[illegible]之也、[illegible]、[illegible]後[illegible]之所在[illegible]、[illegible]中[illegible]、[illegible]之所[illegible]也、邑人以爲[illegible]、而[illegible]之、[illegible]之[illegible]君之[illegible]、[illegible]狀、君姓平氏、[illegible]英、內[illegible]之[illegible]也、[illegible]之[illegible]、[illegible]大夫、大夫以其同出自乎、[illegible]之孫、[illegible]、[illegible]之[illegible]、子孫遂以邑[illegible]、大[illegible]之[illegible]、[illegible]、[illegible]之[illegible]之[illegible]西、入[illegible]之[illegible]以居之、[illegible]後[illegible]以氏[illegible]、君[illegible]六世、[illegible]有[illegible]、[illegible]天正之間、[illegible]師、[illegible]克、[illegible]上之大[illegible]內也、[illegible]西[illegible]師、[illegible]故、君[illegible]之、以[illegible]云、夫長崎之[illegible]地也、在昔[illegible]邑、[illegible]今[illegible]海西[illegible]、其[illegible]君之氏[illegible]、[illegible]君之有功[illegible]、[illegible]土、不[illegible]大[illegible]乎、[illegible]可以不[illegible]也」[illegible]、予從[illegible]于[illegible]、[illegible]以[illegible]之、不[illegible]、越內辰夏、[illegible]、[illegible]之[illegible]川[illegible]矣、土封四尺、墳而[illegible]、[illegible]大明神、相傳長崎甚左[illegible]門之[illegible]、而[illegible]、[illegible]云「[illegible]長[illegible]部[illegible]、[illegible]人內外[illegible]之[illegible]、君[illegible]、[illegible]竹林之下、正[illegible]三年、卜地[illegible]、[illegible]改葬、先是、君[illegible]現其[illegible]、村老相[illegible]祀、私[illegible]部[illegible]神之號」想[illegible]之所記乎、[illegible]與[illegible]相違、然適在當時、能狀其事、亦必有說、夫君之有功[illegible]乎茲土、固與口碑、曷待金石乎、[illegible]與[illegible]、古[illegible]傳、今立石銘之、併叙物氏文、使茲土之人、永不[illegible]君之功德云爾、于時寛政八年秋八月、江都近藤守重記、若澤[illegible]湖書石、（大意）

水源池(スヰゲン)　上長崎村に在り、長崎給水の源地にして、堤を起し、溪を渟め、貯水して給養の府と爲す、六萬口の民、毎日毎口二斗、六十日の久きに支ふるに足る、昔寛文中倉田某の創意成功せる者とぞ、故に倉田分水の稱あり。

興福寺(コウフク)　市の東北、風頭(カザガシラ)山の半腹、伊良林(イラバヤシ)に在り、俗に南京寺、又唐寺と呼ぶ。元和六年、明僧眞圓の開基にして、來津商客の香花院たり、承應中、僧逸然住持の時、隱元和尚を故土より招請し、尋いで澄一悦峰雷音等投化し、享保年中まで支那僧の交代寓止せる所也。興福寺の南に皓臺禪寺あり、慶長中、僧[illegible]創建、皓臺の南隣は淨土宗大音寺なり、大音の東に崇福(ソウフク)寺あり、又南京寺にして、寛永六年、明僧超然の開基とす、市人相傳ふ、興福寺二世默定、初めて石を疊みて橋を造る法を教ふ、謂ゆる大鼓橋又は目金橋と云ふもの是なり。

（伊良林）　（崇福寺）

福濟寺(フクサイ)　市の西北、筑後町に在り、（本蓮寺の東）寛永五年、明僧覺悔の開基、凡長崎の諸南京寺、皆黄檗禪宗にして、福建の商客等の造立と云ふ、（故に皆福字を用ふる歟）福濟に近接して、聖福(シヤウフク)寺あり、又南京寺にて、其境地に異響あり、俗に鐵心の大鐘と呼ぶ、聖福の北峰を女風頭(チナカザガシラ)と云ふ、（一名望呉山、支那人の命名とぞ）長崎少年の風揚（ハタアゲ）を行ふ所なり。

有方錄云、長崎[illegible]寺、垣墻堂宇、壯觀堅朴、片瓦隻木、皆[illegible]成、舟[illegible]來造、不[illegible]我工匠之手、扁額題聯、多隱元卽非之書、一日遊崇福寺、門側有[illegible]帝廟、入寺觀唐人筆蹟數幅、晩供酒饌、什器割烹、全倣唐。

瓊杵山（ニギ） 市の西北なる高峯にして、金毘羅（コンピラ）山とも稱す、筑後町女風頭の北に連る、山中金毘羅祠あり、又風頭の廣原あり、萬治元年、支那僧木庵登跳して無凡山の三大字を勒石す、寛政八年、鎮臺の屬吏近藤重藏守重、この山を瓊杵山の古蹟なりと云ひ、又石碑を建つ。

登無凡山閣、望海　　深川 甲蔵

浮嵐靄掃斷、堀野未全乾、歴々峯千疊、登々路百盤、
群巒海在下、環海森無端、直學胸雲霽、何唯眼界寛、
浮雲指五島、落日背三韓、鯨浪眞堪剪、高歌恨倚欄、

吉利支丹寺址（キリシタン） 地名考云、天正中、長崎の地吉利支丹宗廣まり、神社佛寺殘りなく破却燒亡し、邪宗を張行す、諸郷の地に拾壹所の天主を建て、いづれも美麗なる事諸人目を驚すばかり也、大寺といふはサンジユアン、今の本蓮寺の地にあり、浦上村を知行す、トフトノサンダ今の春徳寺の地、ヤドノ今の立山屋敷の地、此貳ケ寺は長崎を分領す、此外西役所の地に貳ケ寺、本博多町に壹ケ寺、今町に壹ケ寺、樺島町に壹ケ寺、勝山町に壹ケ寺、桶屋町光永寺の地に壹ケ寺、十善寺郷に壹ケ寺、以上拾壹ケ所也、支院は酒屋町にあるを本クルスといふ、是は皆民に貨物を與ふる所、錢屋といふは本古川町にあり、是は錢を與ふる處、今クルスといふは櫻町にあり、今の囚獄の地は貧民を與ふる處なりしと、又島の羽屋敷といふは、西上町の間にあり、是は貧民の集會する所にして、特別に備奥の賑貸所とす、天正十六年以來、邪宗を門嚴禁、慶長十九年七月江府より上使山口駿河守下着あり、諸侯に命じ兵を出さしめて、非常を守らせ、長崎諸郷にある切支丹寺悉く破却し、切支丹の本尊は五ケ寺（卽晧臺寺大音寺正覺寺光源寺光永寺）の寺中に埋め、其僧どもは本國に追却し、昔し押て渡來せしめば、嚴科に處すべき旨申渡さる、今市の西北浦上道西坂に、首塚あり、寛永十五年、島原切支丹一揆の與本、益田四郎を始め其餘三千三百人の首を埋め塚を建、是を有馬塚又は邪宗塚ともいふ、同十七年呂宋國船一艘渡來す、乘組七十四人之内、死罪に當りたる六十一人を刑し塚を建、是を南蠻塚といふ。

丸山（マルヤマ） 文祿年中、筑前博多の人傾城を連れて當地に來り、今の古町、桶屋町、今博多町邊に家造りし、南蠻人をはじめ諸人の遊所とす、其後市中に傾城屋を置く事然るべからず、男女の風俗を亂し宜からざるにより、寛永十九年、小島郷丸山の野地を開き、傾城屋を引移す、其後唐館出島に遊女を入れ、外國人を慰め、又諸人の遊息所とはなれる也。

屆洲樓下漫樂進、難艦紅燈閃玉扇、試倚船窓呼姉妹、
部佗夜宴侍胡兒、　　星巖
木送清波搖蕩艷、山蠻歌舞淺深青、何人倚樣來開展、
絕似吳宮苑畫屛、

十月八日はたふさき詣ありて、ちかき山寺に佛おがまむとて、丸山の遊女どもの月まうでするなれ、もろこし舟も入つどふ湊なれば、浦人のけしきさへさわぎて、秋風の柳にふれては、萬の葉の恨み顔に、横邊の臨の大空に吹なされて、そゞろに人をおもひ寢くならむ、夫が中にもはかなき世を契り、もろともに苔の下に、あらぬ心さへまりうへられてかなし、

いなつまやこの傾城とかりまくら　　去來

長崎港（ナガサキ） 水營志云、長崎港は神埼を西角とし、女神鼻を東角とし、夫より北東方に二海里程入す、能く各風を保障し、水深は十五尋より、港頭附近に至る迄漸く減じて三尋に至り、大小各種の船舶を泊するに適する、長崎市街は長崎港の東側に於て、高山の圍抱せる谷間にあり、市街は東西約六鏈半、南北約六鏈にして、人口約六萬七千、三菱船渠は港の西側飽ノ浦にあり、又港の東側戸町に小菅船渠あり、修理は立神造船工場、飽の浦機械工場に於て之を辨ずと云、又飽浦工場近傍字向島に於て、新船渠一座あり、此港は夏月間氣候甚佳良ならず、然れども在泊の船舶は其舷側を南西風の方に向くるときは、大に大氣の鬱閉を減ずるを得可し、但八月下旬までは日々南西風あり、三條の海底電信索ありて、蔭尾島より北西に向ふ、上海及び浦鹽に通ずるもの也。

筑紫紀行云、天正慶長の比、唐山の舟は平戸に到り、交趾阿蘭陀の商舶も通ひ、年久しく平戸につきて交易し來れるも、寛永年中に此長崎へ引取らせ給ひてより、年々入津する事たえず、海の廣さ僅に一里なれども深し、岸より一丁先迄は阿蘭陀船の大さを日本風にて積らば大抵四五千石積といへり、入津する時は奉行所より檢使行向ひ舟切手を改め、荷物積高の申状を取り、鐵砲をさせたる上にて、交易すべきよしを許さる、其翌日荷物を揚く、是を荷役と云ふ、新地の藏所へ入れ置、翌日入置たる荷物を悉く藏より出して數々調べ、翌日利、後物目利を始め、萬目利の役人立合ひて、目利を爲す、是を看荷役と云ふ、五箇所とは京江戸大坂堺長崎の富商にして、昔より申請たる株持三十人許あり、此人々の入札を以て、惣ての貨物を買受け、大坂其外諸國へ賣渡けり。長崎聞見錄云、崎陽の風俗、五月五日、江上に龍を競はす、之を利龍と云ふ、唐音パイロン、利は鐵の事にて、鐵を以て草を刈る如く、櫂を以て水をかくを云也、龍は龍舟の意にて、元は唐人の風俗なり、一般の舟に三四十人つゝ、數十艘町々の旗印をたて、拍子をそろへ打棧を以て水をかく、其形宛是龍に似て疾きこと矢に似たり、見物の諸群集の如く寄より、酒食を設け管絃を催ふして樂む。

明治三十年、長崎市會議長の議あり、市民と官府の協謀成り、五年間に若干萬圓の支辨を以て之を當てたり、其計畫の大要は、稻佐崎を基點とし、出島五島町一帶の沿

岸、井に時津路稻佐村の淺水灣を埋却し、(市街を開き運河を通し鐵道を引き)之に要する土砂は港內を浚渫して得べしと云に在り、其說曰、本港は今より四十年以前、本邦唯一の互市場として、貿易上の覇權を掌握し、內外の貨物を集散吞吐して、全國無比の繁榮を極めたり、安政中に至り彼の歐米と通商を約し、五港を開始せらるるや、忽特占の餘慶を失ひ、數百年來の商權、一朝他に分還して、亦往年の榮華を見る能はざるに至れり、然れども輓近東洋の貿易大に膨脹し、滊船の往來頻繁なるに隨ひ、稍其面目を一新して、再び內外航路の中心となり、貨物集散の要路とならんとす、若し夫れ之を內にしては、九州鐵道長崎線落成を告げ、臺灣の拓殖其緖に就き、之を外にしては、西比利亞鐵道竣工し、支那朝鮮の內政刷振する所あらんには、本港の振興期して待つべく、東洋貿易の中央市場として他を凌駕するに足るべきなり、然るに今や本港土砂の推積夥く、大船巨舶の運行碇泊に適するものは、僅に梅香崎稅關沖以南に限られ、而も吃水二十尺內外の大船にして、此に碇泊するもの十數隻に及べば、他は空しく港外にありて、其出港を待つに至れり、今にして早く適當の施設を爲さずんば、斯形勝の利を失はんとす、云々。

山廻地勢坼、人煙簇夕陽、不關窮僻地、忽見繁華場、
海港夷夏會、奇觀說諸方、計探恐不遍、應接轉難忙、
登山望洋館、排水近商房、日眩玲瓏彩、亦聽氍毹香、
維昨歲新守、植柏得相望、吏民多□諸、興學自蒼黃、
夜街寂無語、風鐸獨丁當、居人休鉄息、自古有弛張、　淡窓

商賈通殊域、繁華冠九州、長街家萬衛、造戍幸千頭、
翠陰荷蘭館、彩旗吳越舟、豐奴頃買醉、典盡鷫鸘裘、　遠帆

戸町(トマチ)　今戸町村と云ふ、市の南浪平(ナミノヒラ)町に接したる小邑なり、往時は長崎南關の一塞にして、鍋島氏の陣屋を置きし所也、近年戸町の小北小菅(コスゲ)に船渠の設置あり。戸町以北、浪之平小曾根より十善寺郷梅香崎までを大浦(オホウラ)と總稱す、即長崎港灣の東岸是なり、外國人の住宅及び墓所等散在す。(戸町浦は深堀文書に見えたる村邑にや)

(大浦)

○地名考云、西泊番所は浦上淵村西泊郷に有之、寛永十八年筑前侯黒田右衞門佐忠之、幕府の命を承り番所を建、大砲小銃其他武器を備付、平常家士番頭物頭以下を勤番せしめ、國禁外寇の舟入港せば擊沈むべき支度也、同十九年、肥前侯鍋島信濃守勝茂、大浦の戸町村に番所を建設す、是より黒田鍋島の兩家隔年の勤番たり、蓋西泊の方を魚鱗の陣營、戸町の方を鶴翼の陣營とす、是を兩番所といふ、近年西泊地所址は畑地となり、戸町番所は民家と爲る、

雍門相對接蛟宮、虜彩沈江勢萬虹、國鎮不知關吏意、
從容歸着荻蘆中。

稻佐(イナサ)　浦上淵村の一名なり、森崎大波戸の直西八町、江水を隔つ、村の西北に淵(フチ)神社あり、西に稻佐嶽を負ひ、東南は港灣に臨む、船主海客の寓止する者あり、又南は飽之浦、西泊に通じ、自ら一境を成す、故に長崎中の小長崎とも謂ふ可く、小繁華を見る、其埠頭を舟津と名づく。

(淵)

長崎案內云、稻佐嶽は世に聞えし高き兀山にして、夕日の映ずる工合により景色種々に變ず、故に七化と云ひはやす。地名考云、稻佐嶽山上常に煙雲飛し、奇峻雄秀にして、林木蒼茂せり、山下は岸廻り諸曲り、前に長江を帶び、洞岸水磯各名ありて、四時の變態極むべからず、崎陽第一の勝概とす。○稻佐嶽は直立三百九十米突許、消火山なり、稻佐の對岸戸町の鍋冠山も、頗る小なれど、亦消火山の一とす、又稻佐の北一里餘に、岩屋嶽と稱する消火山在り。

(稻佐嶽)

稻佐村晩望　　南部　草壽

吟望漁村晩、偶然逸興悠、歸雲迷洞口、返照射潮頭、
波動千崎影、煙橫一片愁、黃昏時寂々、群鳥不見休、

綠灣凝烟　　長崎　君舒

江頭樓閣畫圖中、綠繞水煙翠且重、遙隔數峰懸落月、
依稀七十二芙蓉、

悟眞寺(ゴシンジ)　僧玄故初め筑後善導寺に住む、曾て天教を惡み、禁令の出るに及び、長崎に往きて稻佐郷を勸化す、遂に庵を築て居る、敎導懇切にして、人心稍服す、慶長三年、一寺を創む、終南山悟眞寺と號す、是に於て釋教再興る、後世悟眞寺を以て九州淨土諸寺を監す、(長崎實錄大成)此寺に蘭人清人の墳墓數多あり。

太宰管內志云、三代實錄「貞觀三年、肥前國稻佐神、堤雄神、授從五位下、仁和元年、肥前國稻佐雄神、授從五位上」とありて、是は長崎の稻佐村の神にやあらん、肥陽古跡記に稻佐山太平寺三所大明神の緣起を載せ、今も此神を辨天社と祝ひ、眞言宗の僧之を守る、筑前志摩郡今津誓願寺、弘安三年舊記に曰く、

權現者、七歲の時、唐と日本との鹽の境、五島にて淨土會の觀音と現し賜ふ、其より平戸の郡安滿嶽の主持之權現、其より肥前後藤山のみしやう黒上(クロカミ)法身權現是也、其よりおなさ大明神と現じ、又其より龍王崎のかふめの島にふみ留り、今に龍島と申也、龍王崎より舟に乘せ給ひ、寺井の津よりあがり給云々、

又堤雄神かと思はるるは、稻佐より十七八町ほど北の山つゞきに、寺野郷村あり、さて其里西の谷奥に堤と云地あり、古代に池塘の有し處なりとて、堤跡わづかに殘れり、其上山に大岩そびえ立たり、其下に石祠あり、立岩權現といふ、祠後岩に窟あり、里老傳いふ、昔神功皇后三韓征伐のために、祭賜へる社なり、依て其社を三韓のかたに向かせたりといふ、是歟。

(稻佐神社)

飽之浦（アクノウラ）　稲佐の南にして、今淵（フチ）村に屬す、三菱造船所の機械工場、并に第二船渠此に在り、飽之浦の少南立神（タテガミ）に、三菱造船所の大工場并に第一船渠を置く。飽浦工場は德川幕府末路の創建に係り、本邦最初の鐵工廠なり。

西泊（ニシドマリ）　飽之浦立神の南に接し、對岸戸町小菅ドックと相望む、小湊あり、灣入二町許。

帆別去迢晚江煙、倚棹中流望杳然、島嶼參差秋水外、
樓臺明滅夕陽前、市塵浮處人如蟻、波影連街屋似船、
乘興不知天已暮、眉山月出照吟邊、　　遠帆

筑紫紀行云、長崎の港内、西泊戸町の陣屋には、黒田鍋島の兩侯、隔年に勤番し玉ひて、殿宇に見ゆ、陣屋の前には三四百石積べき舟二十艘計りづゝ、三四丁の間に繋りて守護せり、南北の間海面五丁計あり、是より五六丁西の方へ行けば神崎（カウザキ）といふ所あり。（神崎は長崎港口の西角にして、神之島に近接す、神崎より北、大波戸稲佐まで三十餘町の直徑あるべし）○有方錄云、大抵長崎海水入山間、如葫蘆樣、玉門戍去市一里、在其腰所、對岸置二戍、以防濟要、設大銃于廳内、排藏煙火、皆可發、岸下船艦相列、以備戰艦、又戍西每一里、砲臺封操、戒嚴詳悉矣。

（神崎）

千人戍　　　長　梅外

滄波洋々控西洋、肥筑軍威鎭海郷、鼓角一聲風不動、
千人戍上月如霜、

長崎　　　廣瀬　林外

海門晝晴火輪煙、濟世不煩炸燧傳、喇叭嗚々胡樂動、
蘇髯今日在英船、

浦上（ウラカミ）　長崎市の北西を浦上郷と云ふ、今西浦上、山里、浦上淵の三村に分つ、淵村は長崎港の續岸なれど、西村山里は共に山村なり。此村に明治二年天主教信徒の大獄起る、初め德川幕末の禁令ありて、海内所在の信徒皆天主を捨て、歸佛し、たまく固執する者あれば、大法に問はれ、苛刻殘酷極まれり、而も熱信の宗徒、死生を以て之を易へず、寧を吞み影を潛し、密に奉事止まず、子弟に附屬して、世々に傳へ、以て二百數十年を經たり、其間執法の官吏、掌籍の僧侶も其秘を發見する能はざりき。安政文久に及び、外國互市の事起りしより、世漸く變し、無端天主信者の浦上に在るを知る、明治二年、政府以謂らく、是れ教化して其所信を變せしむべしと、新に皇太神宮を與し、祠官を置き、教化を力めしめ、又天主徒を遠地に移し、其志を奪はんと擬したりしも、皆一時にして止めり。ゼスイト宗の布教の古書中に、長崎學校所屬の信徒は浦上、Vracami 古賀 (Conga, Focame, Vchime, Tone, Fudoyama 并に深堀諫早等最著る。

道之尾（ミチノヲ）　浦上西村の小字にして、今鐵道車驛たり、近年此地に鑛泉を汲み、浴室を建て、遊覽滯泊の客をまつと云ふ。

平敷（ヒラシキ）　古事記傳云、神功皇后の鎭懷石は、萬葉集の歌の端書によれば、或云「此二石者、肥前國彼杵郡平敷之石、當占而取之」と見え、或人の云、平敷と云は今長崎に近き浦上村平野宿（ヒラノシク）と云所にて、今も赤石白石の美きが多く出るを、火打石にも、又磨りて緒締と云ものにもするなり云々。

時津（トキツ）　今時津村と曰ふ、浦上の北二里、大村灣に臨み、水陸の驛次たり、鐵道停車場は東方數町、長與村に置かる、時津より川棚に至る十六海里。

長與（ナガヨ）　時津と相並び鋼之浦の江上に在り、今鐵道長崎より此に至る五哩、此より喜々津を經て諫早に至る十四哩、綫路山海の間を縫ひ、數所の隧道あり、風色奇なり。

福田（フクダ）　今福田村と曰ふ、浦上の西、稲佐山の麓にして、外洋に臨み、其港灣は神之島の北一海里に當り、狹小なり、永祿年中、南蠻船此に停泊したることあり。平戸貿易志云、永祿六年、横瀬浦六會の爭鬪より、大村領の内亂起り、横瀬浦を貿易港とすること能はざりければ、福田浦を以て之を代へたり、蓋同十年の事歟、長崎拾芥に「南蠻船大村の内横瀬と云所に五六年渡海し來り、其後平戸に二三年來る、此所にて日本人と口論して立去り、又大村の内福田浦に三年來る」と述ぶ、大村記には「永祿五年、横瀬浦南蠻船入津、同十年まで來る、同十一年福田浦へ入津、元龜元年より長崎入津と爲る」と述ぶ。

三重（ミヘ）　今三重村と云ふ、時津の西一嶺を隔て（北隔二里半）外海に臨む、三重浦と號し、舊地あり、港は南に開き、伊王島を約五海里半に望む。三重より南東岸、長崎港に至る間に、式見福田の二村あり、皆海隈の僻村なり。

周賀鄕（スカ）　和名鈔に之を缺く、風土記に載せたり、太宰管内志に、是を以て彼杵半島の、北支の地に擬定せんとせり、不詳。

風土記に「彼杵郡周賀鄕、在郡西南、昔者息長足姫尊、欲征伐新羅、行幸之時、御船繫此鄕東北之海、御舶之艫柯、化而爲礒、高二十丈餘、周十丈餘、相去十餘町、穴而嵯峨、草木不生、加以陪從之船、遭風漂沒、於茲有土蜘蛛、名曰欝比表麻呂、救濟其船、因名曰救之、今謂周賀鄕、訛之也」とあり、周賀は須可とよむべし、南國補筆曰、彼杵郡松島瀬門を出で、長崎に至る洋中を相撲（スマフ）灘と云、神島まで十里あり、其沖のかたに十餘丈の大岩二ツ海中に立たり、是を沖相撲、地の相撲と云、其狀甚奇なり、沖方なるは大洞ありと見えたり、南北相對して屹立する狀、猛虎の力を爭ふ勢に似たり、此地方に幸浦（カウノウラ）幸浦などあり、風土記に周賀鄕は此邊の事なるべし、幸浦と云ふも、由ありげに聞ゆ、神功皇后の御舶柯化して石と成れりと云は、此相撲石の事なるべし、郡西南とあるもよくかなへり。（太宰管内志）

（浦上）

幸浦は今神浦村と云ひ、三重と瀬戸の間に於て一鄕を稱

す、其南に黒崎北に雪浦あり、池島は其西海中に在り。

瀬戸（樫浦）

今瀬戸村と曰ふ、本名樫浦、三重の西北約五里、其間に黒崎、神浦、雪浦の三村あり。樫浦は西面に松島ありて、外海を屏障し、其内灣に又二三の岩嶼ありて、水道極めて狭少なりと雖、小舟の停泊に可なり、故に村民往々舟を以て常住の家屋に易へ、之に居る者あり、俗に家船と呼ぶ。

（雪浦）雪浦は瀬戸の南一里、人類學會雜誌云、雪浦村河通と云所の山間或は水畔に、石器散在す、俚俗是を石鍋といふ、凡徑一二尺徑五六寸あり、大小各一ならざれども、形大抵おなじ、石質頗堅剛にして、花崗石に類せり、皆片刀を以て削りたるが如き刀痕あり、其何の用に供せしを知らず、里老の言に、此の地は昔平氏の落人隱れし所にして、其食器なりといふ。

松島

今松島村と云ふ、彼杵半島北支の西岸、瀬戸村の海中一海里を隔つ、方三十町許、戸數四百、舊大村藩領の比、捕鯨業を營みし地とぞ。○或云、近年松島に炭坑を創め、二十餘萬金を投じて大工事を加へたるも成功せず、湧水猶止まずして、大に苦む所あれども、此煤田は五百餘萬噸の量ある見込なりとぞ。

池島

水路志云、池島は松島の南約一海里半、其形平坦なり、北端に一礁瀬ありて、顛瀾を環抱す、池島の西に大蟇島あり、この間は暗礁あり通航す可からず（常航路は松島池島間とす）（角力岩）大角力岩は（池島の南東方約一海里半）奇形の空洞を有する一大高岩（二五二呎）にして、水面より聳立し、舟を寄すべからず、而して該空洞は弓形にして南方より望めは宛も帆掲船の如し。

七釜

松島の北二里に、七釜多以良の二村あり。○太宰管内志云、三年が浦廟曲自然にして、五町ほどの入海なり、往昔此うらに唐船三年が間かくれ居て、知る人なかりしよし、夫より三年ぶうらと云、同じならびに唐人がれさてあり、彼隱居たる舟、此所より水を取たる由にて、俗にタウジガミツと云、少の風には舟がゝりもよろし、七ツ釜こゝも深き入海にて、勝景勝れたり。

黒瀬島（崎戸）

七釜の西北二海里許に在る一島にして、俗に大島と云ふ、數多の小嶼其四近に散布す、今黒瀬村、崎戸村の二に分つ。大島は約方一里、寺島其東傍に在り、蠣浦、崎戸等は其西南に連れり、凡此諸嶼の住民一千戸に上ると、定期航船は崎戸の西を通過し、佐世保往來の大船は、大島の北一海里餘なる白瀬を望みて通過す。

面高

瀬戸の北五里、大村海灣の外口に近し、今面高村と云ひ、小港數多あり、面高浦の南に大多和浦あり、黒瀬島其西方を屏障し、最好の港地たり。面高の北岬を水尻鼻（又金比羅山）と云ふ、即彼杵半島の北端にして、大村海灣の外口東角たり、今此邊の山海に、防禦地帶の設あり、佐世保軍港の附近なれば也。（水尻鼻）

横瀬

今川内村と合併し、瀬川と改稱す、面高の東にして、佐世保軍港の西南岸に位置す、即佐世保灣と大村灣は、横瀬川内の前面を通過する狭水道に由りて、相通ずと知るべし。

横瀬浦は、永祿年中、南蠻船入港の所にして、日本西教史の原本には、明石に作る、平戸賀與利所の大曾記に「大村領横瀬浦に町を立て、南蠻船を呼寄なされ、純忠公もキリシタンに御成候間、平戸のエキレンシヤも、横瀬浦へ引申候間、諸國の商船も平戸の瀬戸を打通り、彼浦へと赴きければ、地下の居住の旅人も横瀬へ直り候て、平戸は大方物さびしく成候も仔細ある事にて候」云々。○日本西教史云、大村王五島王は其實兄弟なり、大村純忠トレーアルメデの二人に、オコシ浦方二里の地を給し、天主堂を建て、葡人との貿易を營む、此港は良港にして、其島周圍二里、平戸を去る九里、平戸の信者亦此に會集し、有馬王も歸依しぬ、此歳（一五六〇歟）大村に亂起り、平戸の兵明石浦を攻め、之を焚毀す。

伊之浦瀬戸

大村海灣の西北口にして、一名針尾水道と曰ふ、瀬川村大字川内と、針尾島の間なる狭溝なり、其最狭處を伊之浦と曰ふ、俗に長三里ありて狭窄部は二三十間に過ぎずと稱せり。○寛政年中、西遊旅譚云、十一月十四日、長崎を發して三里、時津に至る、十五日、朝船に乘、風雨波あらし、大村領龜浦と云ふ島にかゝる、程なく船を出して、又小串と云る小島にかゝる、大串島有、船より出海岸を歩す、岩石皆雲母なり、其夜大風雨にて茲に泊す、十六日巳の刻比、船を出して六里を走、平戸領針尾瀬戸に至る、右は大村領左は平戸領なり、地の辨天沖の辨天あり、此間半里程の中、山入組み回潮して、潮岸岩に觸れ、風なくして皆雲浪をなす、誤て乘入ば船忽沈むと、又海底岩石挟出でたる所は、白波飛て瀧潟の如し、潮滿に船を乘、干潮に不乘と云。

大串（龜浦）

今大串村と云ふ、伊之浦の南二里、大村海灣の西岸に居る、凡大串より以南、龜浦、長浦の諸村は、皆彼杵半島北支の東畔に位置す、山峰江漢、錯雜出入し、島嶼岬角、紛然數へ難し、汀濱の奇怪極まれり、而も僻地なるを以て、往觀の人なし、時津川棚の小航を命ずれば、之を望むべしと云ふ。

烏加山

大串の南二里、彼杵半島北支の脊梁なり、凡此山脈は水尻埼より正南に走り、八人嶽烏加山と爲り、三重村に至り稍東に倚き、稲佐山岬埼に至る、佐世保長崎の兩港、直徑十一里餘の間に終始す。地學雜志云、彼杵郡に、大串村の字烏加、并に瀬戸村及び雪浦村、高濱村、黒崎村及び樫石村等の石綿最優れたるものとす、而して白色を呈し、纖維長く彈力に富めるものは、麻或は小量の綿と共に撚り絲となし、火浣布を

置するに足り、其積荷となすを得可し、纖維には用ひ難し、其長纖維を有する者は、之を石綿板となし、其脆くして細片を剝る者は、ペンキに混じ耐火塗料に供すべし。

東彼杵郡

東彼杵郡(ヒガシソノキ)　西彼杵と海灣を隔て其東に在り、即大村灣の東北岸の地域とす、其背後は山嶺を以て、北高來、藤津、杵島、松浦の數郡と相限る、今一町二十餘村に分る、郡衙は大村町に在り。

大村海灣(オホムラ)　一名網之浦(タヒノウラ)、又彼杵海(ソノキノウミ)と曰ふ、群山環繞して、灣海の狀あり、長約二十一海里(東南諫早埼頭より、西北伊之浦瀨戶に至る)横最廣十三海里、狹部二海里に至る。此海灣西北に水道を通ずと雖、針尾島之を遮塞し、二條の狹海を以て外港に通ずるのみ、外港即佐世保灣にして、西に向ふて港門を開く、海程十二鏈より十五鏈に至る、二條の狹海は伊之浦瀨戶早岐瀨戶と稱す、諫早埼頭は東西僅十五町の隘阻を以て、本海と島原海を隔つ、此海古より眞珠を名産とす。水路誌云、大村灣は北外口西に向ひ、夫より南東方に約二十五海里灣入し、內外二灣に分れたり、內口は外口以內五海里にありて、二箇道に分れ、共に極めて狹く、且曲折迂回すれども、之を過ぐれば廣潤となる、外灣は即佐世保軍港なり。

(獸之灣)

大村鄕(オホムラ)　和名抄、彼杵郡大村鄕、訓於保無良。○今大村、竹松などの諸村ならん、延喜式にも大村驛ありて、高來郡に通ぜり。今大村と云ふは、大村町、大村、西大村の三に分れ、長崎を去る二十六哩、(諫早七哩許)即大村灣の東畔、本郡の南偏に在り、戶數二千三百、舊大村氏の治城なりき、大村の西北陸岸を去る一海里許に、臼島箕島(ミノシマ)の二嶼あり。

大村兵營(オホムラ)　今步兵第二十三旅團司令部并に聯隊の營所なり、熊本の第六師團に屬す。

大村　　恒　遠帆

行盡西州地欲無、山圍叉開一叢區、帆檣簇立灣成港、島嶼回環海似湖、叟北如今生駿馬、日南終古出明珠、羨渠退食人多少、好作賢侯夢里謨、

大村　　秋　梅隠

故國要衝新側他、藩侯純郭寄巍峨、欲尋入市時還別、潮水繞山風不波、海底産珠奇貨富、閒開倶寂美人多、藩昭開道能延士、早有蕭賢自遠過、

海東諸國記に「源重俊、丁亥年、遣使來賀、書稱肥前州大村守、源重俊、居大村、能武才、有麾下兵」と、重俊と云ふもの大村系圖に見えず。

大村城址(オホムラノ)　大村町の南にして、海水を繞らせり、大村氏は有馬同祖、藤原純友の後と云ふ、世々多く純又澄字を諱と爲す。花烏餘情に「橘長有は肥前國彼杵郡大村人也」と見ゆるも此地ならん、古文書に藤津莊大村とも、彼杵莊大村とも錄し、兩郡にわたれる大莊園地なりき、大村氏蓋其地頭職たり。三池文書、建武三年大村太郎跡を三池氏に與へられし事見ゆれど、大村氏は絶家したるに非ず、武家方に降り、其邑を保持したり、文明中、大村家親、杵島郡の地を略有す。○按に、野史に云、大村純澄藤津彼杵二郡を領し、久原城に居る、其の孫澄宗、弘安中蒙古の寇を拒禦す、澄宗の孫純興、元弘の亂に終始勤王の志を變せず、懷良親王に屬し軍功あり、純興の曾孫は純治、其の子純伊今富(イマトミ)城を築て之れに居る、純伊の長子貞純病あり、二子純前嗣ぐ、初今富城に居り、後大村に移る、純前子無し、有馬晴純の二子を養ひ嗣となす、之を純忠といふ、(諸名連專)天正十三年、[illegible]に讓る、寛傳には一條院の御宇に、藤原直澄大村に住宅し、其十五代純伊と稱すと曰へり。○氏族志云、藤原父湯、長子曰長貞、長貞生右大辨遠經、遠經生貞重、茂貞、貞重大宰少貳、生純友、伊豫掾、純友誅死、而直澄尙存、爲有馬、大村二氏、(諸種以下、諸家系圖纂)○肥陽軍記云、天正五年、龍造寺勢大村純忠の貝濱城を責む、こらへて滯ざりければ、彼邊の野伏をかたらひ、金銀をあたへて、大村城下の青田をこれさせらる、秋の頃に成り再び責められしに、大村丹後守今は叶はじとて、西鄕と共に和平を乞ふ。西遊雜記云、大村は至富と見えて、商人多し、船着もあしからず、鎌倉時代よりの舊領の地にして、西の方海上とはいひながら、凡三十里、島數多くて、漢上金鑛しく、東の方地方は七里ばかり、十二三萬石の食地といへり、其ゆゑにや武家町もよく、茂太夫といふ豪家ありて、近濱より大村の長者と稱して、海濱島々の商家の仕切りする家なり、今は昔にちがひ、おとろへしとのこと也、此邊の山には水氣有て、思ひよらざる山の頂迄も、田として稻作あり。

(今富)

竹松(タケマツ)　今竹松村と云ふ、大村の北二里、東に多良嶽聳え、西險阻なれど山海の間に小平野あり、郡川は多良の山中に發し、竹松にて海灣に入る、舊福重の二村、竹松の東北に接す。

松原(マツバラ)　竹松北一里、今松原村と呼び鐵道車驛なり、西北千綿(チワタ)村を經、二里にして彼杵驛に至る。

千綿(チワタ)　今千綿村と云ふ、彼杵驛に近接し、東は山、西は江なり、千綿溪の奇勝あり、飯山文存に見ゆ、千綿溪、在千綿村北一里、距治城四里而近、先是人莫知其勝者、其大灣者、實自吾老公始、余少小出鄕、未

晉遊也、今茲已未歸鄉、以十月之望、遊焉、是日陰晴無常、到松原雨大下、遂投江串(エグシ)、翌早倩土人爲導、右折入山、此間白茅沒路、高與人等、導者亦失路、縱橫信足而步、忽得一徑、徑盡大石從人而突起、水潺々鳴脚底、左折而下、則得瀧頭泉矣、兩山揖闢、闢之合處、欠爲凹字狀、有双瀑懸焉、中欲合復兩凸處而分、飛沫散空、如雪如霰、如亂絲如散珠、日光映射、心目爲眩、夫綿淺之水一也、而懸爲瀑、瀉而爲潭、爲湍爲瀬、奇態百出、蜿蜒屈曲、如龍臥地、而瀑爲其源、龍頭之目不虛、木葉不浮潭、在龍頭南數十步、四面皆石屏、水一泓探碧、陰綠不浮、疑有蛟螭蟄其中也、潭之東有徑入山、匍匐而上數百步、復出于溪、縱橫行亂石間、其間石有斜欹不受趾者、眞一步一悚、行里許、左岸突出、有松孤生其上、水至此而爲岸石所壁、更作瀑而落、余俯臨之、則斷岸千尺、噴薄激盪、聲如雷霆、兩岸皆欲動、毛髮森竪、久能不立、所謂通天潭者是也、大凡潭之爲數、四十有八、然此二三潭、爲最奇、他不遑記也、每潭有名、皆刻石標之、係老公所號、聞老公在位之日、延招四方文儒、登攬勝處談溪諸先生遊此、稱爲一時唱和之盛、曾幾何時、今則所題之石、或有仆者、恨吾生也晩、不及見其盛也。

(江串)

正慶亂離志云、二年三月廿七日、自肥前彼杵早馬到來、去十四日、江串三郎入道起謀叛、彌次刑部房明慶、井樗園林房了本房等を具し、先帝の一宮御座あり、人々可參由申之旨到を附云々、自去年冬比、彼宮をば丁本の千綿のおくの木庭に隱置奉る、十四日、江串與祇上四郎が本庄の八幡宮の鍋の戸帳を申おろして、旗に差上、本庄今富大村を廻廻、宮の御方に參可之由觸廻、即十七日被向討手、

佐志二郎　値賀三郎　波多源太　多久太郎　高木伯耆太郎

彌次刑部房逐電して、三月廿日、大村山に追上之處、大村水岡三郎入道、追懸之討留云々。○按に此一宮は即一品尊良親王にや、土佐國の配所より此へ潛行したまへる也、猶筑前の原山を參考すべし。

彼杵(ソノキ)鄉

和名抄、彼杵郡彼杵鄉、訓曾乃木。○今彼杵川棚の諸村なるべし、彼杵は驛市にして戸數千二百、鐵道は(大村を去る十哩)川棚早岐に向ふも、山道は嬉野に向ふ。此山道は近代の長崎街道にして、嬉野に至る三里、其間に俵坂の險あり、又海を南に航渡せば時津に至る十五海里。

海東諸國記云「清男、己丑年遣使來朝、書稱肥前州彼杵郡、彼杵遠江守清原朝臣清男、以宗貞國、請接待」(清原氏の事分明ならず、彼杵庄の下司にや、彼杵本庄は即驛所にて、今の彼杵村なるべし)

磐氷(ヒ)

今詳ならず、延喜式に載する古驛名なり、驛田、大村南驛の間に一驛を置かるべき里程なれば、必定磐氷は彼杵驛の別號なりしとおもはる。

彼杵客館、贈主人、　淡窓

數畝園疇新作壕、西門貿易本城街、波穴有島屋々見、山崩爲田級々高、茅館掛窓供細浪、滿帆歡得道途勞、侯家正講防海策、悔不平生學六韜、(時聞蠻舶至崎、諸邦皆修兵備、故云)

川棚(カハタナ)

今川棚村と云ふ、驛市なり、一千五百戸(彼杵の西北一里半)波佐見川此地に於て關之浦に入る、長四里、川棚の北に上波佐見下波佐見の二村あり、之を經て分水嶺を踰ゆれば、有田(西松浦郡)に達す、凡五里。○按に風土記に川岸村と云ふ、川棚の古名にや、速來の條を參考すべし。

波佐見(ハサミ)

產業事蹟云、波佐見村、稗木場山の陶業は、寬文二年に創む、大村藩主の保護ありて之を起す、天明元年、卵燒の法を發明し、桃形の花瓶を製し、世に稱せられき、近年は僅年額一萬二千圓の收入あり、初め慶長十一年、大村藩の保護を被り、平左衛門と云人、三股山に窯を開き、寬文正保の頃、中尾永尾等にも窯を置き、藩より皿山奉行を特置せられ、其事を監視せしめたり、大村領內の陶業之に起因すとぞ。

南風埼(ナンプサキ)

今宮(ミヤ)村の字なり川棚の西にして、鐵道車驛とす、早岐瀬戸の南口に當る、早岐を去る三哩餘、彼杵を去る九哩。○南風埼と川棚の間に、久津浦小串浦等の小澳多し、眞珠の採收地とぞ。大宰管內志云、久津浦に阿古也貝の眞珠をとる、此入海の浦々に眞珠を取るもの多し、珠は極品なりと、此貝玉の多きは、一殼內に眞珠三も四もあり、他國にも此貝あれども、此邊なるにはしかず、海上の和たる時に、船より此貝を見れば、殼を開きて眞珠を吐出し、自是を弄して止まず、風土記にも此郡美玉の多かりし由見えたるは、誠に珠によろしき邊になむ、次に小串浦、此浦の南崎を大山崎と云、遠方より望めば松山三峯有りて、海に指出でたり、此向ひを臺崎と云ふ。

針尾(ハリヲ)島

大村海灣の西北にして、彼杵半島北支の東北に傍ふ、南北約二里、東西約一里、尤畸形にして、岬澳出入す、今崎針尾江上(エカミ)の二村に分つ、戸數一千。左右に狹水道あり、針尾瀬戸は其南西にして、一名伊之浦(イノウラ)瀬戸と云ひ、早岐(ハヤサキ)瀬戸は東北二面を繞る、大村海灣此二瀬に由り、佐世保灣に通ず。針尾村に鬮浦てふ小澳あり、西遊旅譚に、十六日針尾の瀬戸を越て、小鬮が浦と云小島に船をかけ、又ほどなく大鬮が浦に船を留て、其夜丑の刻北東風に帆をあげ、九十九島の間、牛が首などいふ島を見て走る、云々。

早岐(ハヤキ)

今早岐村と云ふ、鐵道本線に於て岐分し、佐賀長崎佐世保に通ず、佐賀を去る三十四哩、隣驛有田を去る七哩、早岐瀬戸は驛の西南を流る、早岐古風土記速來(ハヤク)に作る。

(速來門)

早岐瀬戸　大村灣の北口にして、日宇、早岐、廣田の三箇村と針尾島の間を通ず、[illegible]小舩にあらざれば之に入る能はず、此瀬戸は佐世保灣の東端に連接す、古名速來之門。

風土記云、彼杵郡速來門、在郡西南、此門之潮、々來者東、潮落者西、潮落潮降、聲同雷音、因曰速來門、又有松木、本着當地、末着潮海、々藻早生、擬貢上。(この速來門を西南と云ふは、西北の誤なるべし、圖書編に肥前州法一瀬とあるも、速來なり)○(松浦廟宮云、速來今早岐と書き、平戸侯の領なり、漁家多し、門は今は針尾ノ門といふ、此入海は即彼杵より長崎に通ふ道筋にして、時津の渡の海口なり、其海口に針尾とて大なる島有て、海潮を塞ぎたるが如し、其島の南北皆瀬戸をなして、潮汐左右より満干す、其門甚狹し、故潮盛激して、其音冷し、島東南に人家あり針浦と云、此入海の南岸に浦々多し。

(速來)

風土記云、昔者日代宮御宇天皇、誅滅球磨噌唹之時、天皇在豐前宇佐濱行宮、柿降從神代直、遣彼杵郡速來村、捕土蜘蛛、於茲有人、曰速來津姫、此婦女申云、妾弟名曰健津三間、住健村之里、此人有寶玉、名曰石上神之木葉子玉、愛而固藏、不肯示他、神代直尋覓之、超山逃走、落石岑(郡以北之山)、神代直追及捕獲、推問虛實、健津三間云、實有二色之玉、一者曰石上神木葉子玉、一者曰白珠、譬如明珠、願以獻之、亦申云、有人名曰箆簗、住川岸之村、此人有美玉愛之、固秘定無服命、於茲神代直追而捕獲、問之、箆簗云、實有之、以貢於御、不敢愛惜」云々。按に此に載する地名速來は後世早岐に訛れるを知れど、其餘健村と云ひ、石岑と云ひ、川岸と云ひ皆詳ならず、又古傳の說く所、此地方に寶玉の產せしと云ふは、皆眞珠なるべし。

三川内　早岐の東北一里、折尾瀬村の字にて、磁器の產地なり。慶長三年、平戸藩主松浦鎭信、征韓の役浮囚を從へ來る、中に陶工巨關と云者あり、遂に歸化す、世子三之烝磁器を製す、たまたま筑前の人の松浦郡南川原に白磁の窯を起す者あり、三之烝之に就き其術を研き、子孫家を次ぎ兵衛に傳へ、漸次其好の器を出す、藩主卽祿を給し、子孫相承けて製磁に從事せしむ、世に平戸燒と號する者是也、明治維新以後、藩の保護を失ひ、業大に衰ふ、而も尙陶工四百餘人、年額數萬圓の陶磁器を造ると云ふ。

(折尾瀬)

東寺文書に「元弘三年、奉寄進肥前國彼杵庄、由宇村內千松寺事、右寺者當村地頭、兵庫助平宰純先祖、草之寺院也」云々と、見ゆ今早岐と佐世保の間に、日宇村存す、由宇と同異如何。

(日宇)

佐世保　今佐世保村と曰ふ、早岐の西五哩半、山峰三面を圍み、南に港灣あり。明治十九年、海軍鎭守府を此に置かれしより、士民頓に聚湊し、山を拓き卑を埋め、廨院寺宇儼然として起る、商賈百業の家、亦連櫛して從事し、寒邑俄に變して繁華の巷となる、灣內には大小の艦船常に碇泊す。

佐世保鎭守府　本府は第三海軍區を管す、第三區とは馬關海峽西口名古屋埼より、西南九州の沿岸、日州都井埼まで、及び壹岐、對馬、五島、沖繩等の海面を指す。

佐世保軍港　大村海灣の外灣にして、針尾島の西岸より北方に彎入す、灣門は針尾島の西三海里、西微南に開く、水尻埼を東角とし、向後埼を西角とす。○本港には亦要塞の設備あり、其砲兵聯隊は、熊本師團の所管とす。

相浦　佐世保の西にして、嶺脉を隔つ、今北松浦郡に屬し、山口村と稱す、西南に向ふて一灣を爲す、灣の左翼は畸形の半島にして、(此半島卽佐世保灣西方の屏障なり)其南端を向後埼と曰ふ。○相浦の灣内には、大小種々の嶼礁簇集し、風景佳なり、俗に九十九島と稱す、凡相浦以西、佐々浦并に平戸海峽の岸邊、到る所嶼色ありと雖、相浦最州人に稱せらる。

(山口)

(九十九島)

平戸作　　　龜井南冥

平門九十九名山、蓬萊何等幾夕邊、[illegible]月南蠻商客舶、
江[illegible]上[illegible]間、

地學雜誌云、山口村相浦の南部海に面する處に、第三紀砂岩より成れる小高き山あり、現時は沖積砂の平地を以て海水と隔離せらるゝと雖、今より數十年前迄、其積地は海水を以て洗滌せられしものにして、此砂岩中に自然水銀の産所あり、此地に始めて水銀の採掘を試みしは、天保十四年以前の事にして、引續き安政の頃まで採掘せり、藩主松浦氏の業なりしも、今は水銀已に採掘を終りたる者と謂ふべく、全く廢坑に歸す。

(志津)

山口の海浦を志津と云ふ、圖書編に世子と云ふは此とす、曰く「肥前、其嶼港灣來、爲客奴兒子、爲法司奴一卦、爲客多、其內容泊舟、[illegible]島之處、爲[illegible]、爲知十亞、爲法一溪、爲夜開迷、爲米汶子、爲法舍知、爲一掃骨掃、爲曾奴乎剌、爲世子、爲迷古里、爲失撒、爲南哥牙、爲雞婆哥、爲馬子喇、爲法麻撒几。大宰管内志云、海路記に相の浦とゝは一里餘の入海なり、相浦の入口に大崎云處あり、同じならびにしづの浦とてあり云々とあり、細見記に「北より南に打つゞきて、クス浦、日ノ浦、サセホ、相ノウラ、牛首と」つらねあげたり、日本輿地圖に九サウ泊と牛が首との間に、大なる入海あり、これ相浦の入海ときこえたり、元祿圖に松浦郡を神浦村とあり。

相神浦川　佐世保の北に聳ゆる、西嶽(一名國見嶽)の南麓にして、西南流四里、相浦に入る、中里、皆瀨、大野、柚木の四村此山谷に在り。○相神浦川の山谷は、佐世保軍港の背後に當るを以て、今其指定境域の線內に入れらる。(相神浦の大潟新田は、明曆年中の開墾にして、今山口村の管內とす)

松浦郡

(末羅國)

松浦郡（マツラ）　今東西南北の四郡に分つ、肥前西北の分野にして、海洋に面し、岬灣出入、島嶼衍錯す。中世より上松浦、下松浦の稱ありて、唐津を上松浦の首邑とし、平戸を下松浦の首邑とす、今佐賀長崎の二縣に分屬するを以て、其東西南北四郡の區劃ありと雖、定界命名地理の自然を得ず、故に此編、上松浦、下松浦并に五島の三區に分ち、系屬を爲す。

松浦は古事記末羅（マツラ）に作り、和名抄、松浦郡五郷に分ち萬豆良と註す、今俗萬豆字羅と呼ぶは文字に困れる轉訛のみ。風土記に「松浦郡、郷壹拾壹所、里二十六、驛伍所、烽捌所」と註せり、和名抄五郷は脫漏あるを知るべし。

國造本紀云、末羅國造、志賀高穴穗朝(成務)御代、穗積臣同祖、大水口足尼孫、矢田稻吉定賜國造」と、而て古事記之を筑紫末羅縣と錄し、神功紀に火前國松浦縣と錄す。蓋松浦を火前國に係くるは、國郡制定後の追爲にして、古意にはあらず、筑紫末羅縣こそ正しかれ、形勢を考按して之を知るべし。○松浦は大海西北に迎り、支那朝鮮往來の衝にあたる、神功皇后の征韓は、實に松浦を以て出師及凱旋の所と爲したまひ、豐太閤亦其名古屋に行營を起しき。魏志に「末盧國、四千餘家、濱山海居焉」云々と載せ、古代韓國を經由せる大陸交通路の、此地に係れるを證す、謂ゆる北道是なり。南道は遣唐船の航路にして、韓國離畔後は專此道に因る、亦松浦郡の値嘉島を以て發船の碕頭とせり。萬葉集に松浦舟の名目あり、中世以降は松浦黨と號する武家あり、舟楫の事に長じたり、皆地勢風氣の然らしむる所以歟。○松浦黨は蓋太宰府防衛の將士の裔歟、一黨一姓に出づるにあらず、諸氏混合の團體なり。俘囚を以て防衛の選士と爲せる事、三代實錄にも見えて、鎭西要畧に「奥州夷安倍貞任之弟、宗任則任、爲俘、宗任配松浦、則任配筑後、宗任之子孫稱松浦氏(宗任配所小鹿島)筑後川崎氏、宮部氏、黒木氏等則任之種流也」とあるも多少研究の値あらん。此に宗任則任の後と爲すは疑なきにあらねど、其安倍一類なる俘囚が、延暦弘仁以降多く西海に配置せられし事國史に散見し、貞觀十一年、新羅賊船の寇報ありけるより、其俘夷を調發して之に備ふ、松浦黨が夷種なりと傳ふるは、恐らく此の謂のみ。壽永の亂に松浦黨平氏に應じ、赤間關壇浦の海戰に從ふ、或書に當時松浦黨の幹事者を惟任惟純と曰ふ、源平盛衰記、成親召捕の條に平家の家人松浦太郎高俊あり、(平家物語には重俊及家俊に作り)文永弘安の外寇にあたり、松浦は被害最大なり、殊に鷹島の大捷あり。建武の亂に松浦肥前守貞官軍たり(貞又定に作る)は當時松浦黨の貫主にして、子孫其業を繼ぐ、謂ゆる嵯峨源氏渡邊綱の子久、松浦に下向し家を起せりと云者即貞の家ならん。又元亨三年の東寺文書に、松浦庄あり、松浦黨の人々は此庄園の地頭職を兼ねしならん、「最勝光院領、肥前國松浦莊地頭等、正中元年以來、抑留本家寺用米、其皆不辨事、右當庄者、爲往古寺領、寺用百二十石、致其沙汰之地也、而爲異國警固、地頭等一圓管領」云々と。東鑑を參考するに、寛元三年、松浦執行源披、鶴田五郎源聞の二人、松浦莊壹岐泊牛牧の事につき爭論せり、大宰管内志に「姓氏分脈に渡邊直、下松浦源四郎大夫、松浦祖、任肥前松浦と見え、前太平記には源義家の請によりて、安倍宗任を松浦に下して領地を給ふ、是よりさき渡邊綱が孫小源次正役所に住居しければ、正宗任二人が子孫松浦黨とて繁昌せりとあり、然れども朝野群載、寛仁三年、大宰府解に、刀伊國賊徒、五十餘艘、至肥前國松浦郡、攻却村里、爰彼國前介源知、率郡内兵士合戰、中矢者數十人、生得者一人、賊船不能進攻、遂以歸却」云々と、この研究により、源姓一字名の松浦黨の(渡邊氏と同異不詳)、早く此に土着せるを知る。(藤原姓の人々の、松浦黨に存在せることは、別に證あり)

大同方云、七藥、又加左藥、肥前國松浦郡、肥直信則之家傳也、舟史惠丸、得方於朝而以來、掌藥官撲此方、奉聞神驗者、猶甚太効焉。(七藥はなゝくすりと訓む歟、今も七山村あり、彼山中に得たる方劑ならん、大同方藥名の例、多くは地名を以て唱へたり)

上松浦

(東松浦郡)(西松浦郡)

上松浦（カミマツラ）　大略今東松浦、西松浦二郡の地なるべし、上松浦の名は海東諸國記にも見ゆるが、大川野村川上大明神にも見ゆ、

「奉再建、河上大明神御寳殿一字云々、文明七乙未八月、
肥前國上松浦郡、大川野郷、神主」

上松浦の諸黨は波多、神田、佐志、呼子、鷹島、鶴田等なり、天正の末年、波多氏豐太閤の朱印を受け、上松浦を統べしが、幾ばくもなく除封せられ、寺澤氏之に代り、後屢其主を變改したり、佐賀鍋島家の領土も、上松浦に混入せり。○海東諸國記云、肥前州有、上下松浦、海賊所據、前朝之季、寇我邊者、松浦與一岐（イキ）對馬之人率多、又有五島云々、源盛、丁丑年遣使來朝、書稱肥前州上松浦丹後大守源盛、受圖書、約歳遣一船、小二殿管下、有麾下兵。

今東松浦郡、一町二十村、治所は唐津に在り、西松浦郡は二町十四村、治所は伊萬里に在り、并に佐賀縣の管内とす。

松浦海（マツラ）

又松浦潟、松浦灣と云ふ、糸島郡（筑前）と本郡の間に灣入す、今或は唐津灣と命名す、灣首は唐津松浦川あれば也。

多良志比賣みふねはてけむ松浦の宇美いもがまつべき月はへにつつ（萬葉集）君をまつ麻都良乃宇良（マツラウラ）のをとめらはとこよの國のあまをとめかも（同上）麻都良我多（マツラガタ）佐用姫のこがひれふりし山の名のみやききつつをらむ（同上）

（松浦灣）（唐津灣）

一說麻都良我多は、松浦縣（マツラアガタ）の義にやと云ひ、潟義に通ずれど、佐用姫の故事に就き、其景致を按ずるに、潟と見る方稍勝れるに似たり。○水路志云、唐津灣は玄界島の南西（約十三海里）なる大灣にして、東に姫島、西に神集（カシワ）島ありて、灣口を扼す、其灣岸は卑低多沙にして、間に岩角を出す、而して灣首中央の鹿家埼（シカカ）近傍の地は、突起して該灣を東と南の二灣に分つ、又内地の諸山脈は最嶮峻にして、其風景畫の如く、就中浮嶽は鹿家埼の南東方約三海里半に在り、海面上高さ二六八〇呎、頂形乳房の如く、最好目標なり、俗に之を筑紫富士と唱ふ、此浮嶽山脈の麓を貫流せる玉島川と、唐津市街の東側に流るゝ松浦川との間に衆形山あり、ひれふる山と云、唐津灣の東灣小澳、船越浦（フナコシ）に於ては、水深四尋乃至五尋の處に、最好錨地を得べし、南灣唐津港には、大島、高島、馬島の三島を控すと雖、偏北風ある時は、強湧港入するを以て、殆ど大船の避泊に適せず、唯和船の如き喫水淺きものに在ては、島の南面に接して、風浪を避け得べく、又は松浦川口に入りて繫泊すべし。

濱崎（ハマサキ）

今濱崎村と云ふ、松浦海鹿家埼（シカカ）の南一里半なる海驛なり、唐津の東二里、糸島郡界に接す、福岡市を距る十里、松浦道の初驛とす、玉島川（古の松浦川）驛の東北に於て海に入る。古刀に「肥前濱崎住重則」また重延等數人あり、濱崎はこの邑を指せるなり。

濱崎途上作　　正墻　適所

單身千里憶鄕園、忽向窮冬促北轅、山水放遊供畫本、雪泥殘夢託詩賓、孤雲遙懸望夫石、鯨波近過呼子村、今日振巾峰下路、誰知腸斷獨消魂、

玉島（タマシマ）

（南山）

今濱崎、大村、七山（ナナヤマ）、滿島（ミツシマ）等の舊名なるべし、神功皇后玉島里釣魚の古蹟は、大村（オホムラ）大字南山（ミナミヤマ）に淀姫祠ありて存す。○古事記云、息長帶比賣大后、到坐筑紫末羅縣之玉島里、而御食其河邊之時、當四月之上旬、爾坐其河中之礒、拔取御裳之糸、以飯粒爲餌、釣其河之年魚、故四月上旬之時、女人拔裳糸、以粒爲餌釣年魚、于今不絕也。○神功紀云、皇后北到火前國松浦縣、進食於玉島里小河側、於是皇后勾針爲鉤、取粒爲餌、抽取裳糸爲緡、登河中石上、而投鉤祈之曰、朕西欲求財國、若有成事者、河魚飲鉤、因以擧竿、乃獲細鱗魚、時皇后曰、希見物也、希見此云梅豆邏志、故時人號其處、曰梅豆邏國。○風土記云、松浦郡、昔者氣長足姬尊、欲征伐新羅、行於此郡、而進食於玉島小川之側、於玆皇后勾針爲鉤、飯粒爲餌、裳縫爲緡、登河中之石上、捧之祝曰、朕欲征伐新羅、求彼財寶、其事功成凱旋者、細鱗之魚、呑朕鉤緡、旣而投鉤、片時果得其魚、皇后曰、甚希見物、希見謂梅豆羅志、因曰希見國、今訛謂松浦郡、所以此國婦女、孟夏四月、常以針釣年魚、男夫雖釣、不能獲之。○書紀通證云、玉島里、在松浦郡濱崎縣南半里、或曰玉島、川岸有大石、方七尺許、俗名紫石、傳云、皇后垂釣之處、古事記原註曰、其礒名謂勝門比賣也、一本無比賣字、今按勝門當訓與止（コト）、萬葉集云、麻都良我波なせの與騰はよどむともわれはよどまずきみをしまたむ。○按に釋紀所引土佐風土記逸文に「吾川郡玉島、或云神功皇后巡國之時、御船泊之、下島休息磯際、得一白石、圓如鷄卵、光明四出、皇后大喜曰、是海神所賜白眞珠也」と見ゆ、皇后土佐に巡幸の事他に徵すべからず、松浦玉島の故事を、土佐にも引きたるにあらずや。

人皆の見らむ松浦の多麻志末（タマシマ）を見ずてや我は戀つつ居らむ、松浦川多麻斯麻の有良にわかゆ釣る妹等を見らむ人のともしさ（萬葉集）松浦山夕越來れば玉島の里のつつきに立烟かな（新續古今）

玉島川（タマシマ）

（松浦川）

浮嶽山の南に發し、（今七山村大字荒川）西流濱崎驛に至り海に入る、長四里、古書に玉島の小河、又松浦（マツラ）川と錄す、山上憶良天平の比にや筑前守たりし時、此河上に遊びたる文章萬葉集に見ゆ。○太宰管內志云、松浦川すなはち玉島里を流る、土人の傳に此河、中昔までは玉島のすこし北より西にをれて、濱崎又虹の松原と鏡山との間を流れて、唐津城の東水島（ミシマ）の邊にて、鏡川に合し海に入れりしを、濱崎の東を堀て、玉島より直に北に流せし物なりと云、此傳說さもあるべし、土地の樣もしか思はるる所なり。

萬葉集遊於松浦河序、（此序詞は山上憶良の作なるべしと、歌林良材、本集略解等に見ゆ）余暫往松浦之縣逍遙、聊臨玉島之潭遊覽、忽値釣魚女子等也、花容無雙、光儀無匹、開柳葉於眉中、發桃花於頰上、意氣凌雲、風流絕世、僕問曰、誰鄕誰家兒等、若疑神仙者乎、娘等皆咲答曰、兒等者漁夫之舍兒、草庵之微者、無鄕無家、何足稱云、唯性便水、復心樂山、或臨洛浦而徒羨王魚、乍臥巫峽以空望烟霞、今以邂逅、相遇貴客、不勝感應、輒陳欵曲、而今而後、豈可非偕老哉、下官對曰、唯々敬奉芳命、于時日落山西、驪馬將去、遂申懷抱、因贈詠歌曰「阿佐理須流、阿末能古等母等、比等波伊倍騰、美流爾之良延奴、有麻必等能古等」答詩曰「多麻之末能、許能可波加美爾、伊返波阿禮騰、吉美乎夜佐之美、阿良波佐受阿利吉」、蓬客等更贈歌三首、（其一）麻都良河波、河波能世比

可利、阿由都流等、多々勢流伊毛河、毛能須蘇奴例奴、(其二)麻都良奈流、多麻之麻河波爾、阿由都流等、多々勢流古良何、伊弊遅斯良受毛、(其三)等富都比等、末都良能加波爾、和可由都流、伊毛我多毛等乎、和禮許曽末加米、娘等更報歌三首、(其一)和可由都流、麻都良能可波能、可波奈美能、奈美邇之母波婆、和禮故飛米夜母、(其二)波流佐禮婆、和伎覇能佐刀能、加波度爾波、阿由故佐婆斯留、吉美麻知我已爾、(其三)麻都良我波、奈々勢能與騰波、與騰武等毛、和禮波與騰麻受、吉美遠志麻多武。○同集に「帯姫神の命の、なつらすと、みたゝしせりし、石を誰見き」とあるも、此玉島の七瀬(ナナセ)の淀(ヨド)なる懐古の作たり、この山中をナナヤマと呼ぶより推せば、瀬の數の七と云ふ義にはあらず。

(七瀬淀)

大村(オホムラ)　今平原、南山等を併す、濱崎驛の東也。太宰管内志云、肥前玉島河の北の山下に里あり、草野(クサノ)大村といふ、此里にてすく紙を草野紙といふ、玉島の南北に民家少しあり、此所は南村とて、玉島の南にある村につけり、大村は土地の廣きなどにて負せたるべし、さて御閑隨筆に、筑後國住人草野次郎、鏡宮社司に補して、松浦に来鎮す、其子孫天正の比に家絶たり、軍物語などに松浦草野と連言ふは是なり、此草野家の城跡は、玉島河の艮方の山頂にあり、其巓廣平にして、段々となる、上城下城の名今もあり、此山の南麓玉島の里に向ひたる人家を、五段田(ゴタンダ)といふ、近比此里より石槨を堀出せるに、中に三人の骨ありしといふ、草野氏の先祖なるべし、此外玉島里の北入口の山下に、古墳のありしを、平原(ヒラバル)の功岳寺と云ふ境内に移せり、此寺は草野氏代々の菩提所にして、其位牌等今にあり云々と見えたり。(草野氏の事は鏡宮の條を参考すべし)

(草野)　(五段田)　(平原)

七山(ナナヤマ)　玉島川の源を今七山村と云ふ、東北に浮嶽一貫山等峙ち、東方は三瀬(ミツセ)山(佐嘉郡)と連接し、幽遯の境とす、大同類聚方に見ゆる、松浦の七藥は此より出てし方劑にやあらん。

領巾振山(ヒレフルヤマ)　濱崎の西南、鏡(カガミ)村の東嶺なり、佐用姫の故事に依り、其名特に高し、山巓小なりと雖、海灣の眺望佳なり、山脚は松青くして沙白く、煙霞の觀言ふべからず、虹松原(ニジノマツバラ)と號す、今滿島村に屬す、唐津の東一里。

(虹松原)

音にきゝ目には未だ見ず佐容比賣がひれふりきとふ君松浦山、(萬葉集)

蟬の羽の衣に秋をまつらがたひれふる山の暮ぞすずしき、(新後拾遺)

書紀通證云、欽明二十三年、大將軍大伴狹手彦、領兵數萬、伐高麗、用百濟計、破高麗王、盡得珍寶還來、萬葉集曰、大伴佐提比古郎子、特被朝命、奉使藩國、艤棹言歸、稍赴蒼波、妾松浦佐用嬪面、嗟此別易、歎彼會難、即登高山之嶺、遙望離去之船、悵然斷肝、黯然銷魂、遂脱領巾麾之、傍者莫不流涕、因號此山、曰領巾麾之嶺也、乃作歌曰「得保都必等、麻通良佐用比米、都麻胡非爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈」肥前風土記、松浦縣之東三十里、有領巾搖(ヒレフリ)峯、俗傳云、昔者檜前天皇之世、遣大伴紗手彦、鎮任那國、于時奉命、經過此墟、篠原(シノハラ)村有娘子、名曰乙等比賣、容貌端正、孤爲國色、紗手彦成婚、離別之日、乙等比賣登此峯、擧帔招、因以爲名、今按松浦郡舊有佐用嬪祠云、遣唐使佐手彦丸記曰、天平勝寶元年四月二日進發、同二年九月十四日、歸着紀伊國、蓋此是別人。○俗説辨云、佐用姫が石になりぬと云事は、正史實錄に見えてなし、望夫石と云もの漢土に其例多し、凡江邊に石の立るものあれば、嗚呼びて望夫と云よし、二程全書に見ゆ。○按に萬葉集側書註に引ける、風土記逸文に「帔搖岑、帔搖此曰比禮布理」と註せられ「最頂有沼、計可半町」とつゞけ、又「篠原村篠音濃也」と註す、篠原の村名今亡ぶ、又十訓鈔に松浦明神は即佐用姫なりと曰へり、其祠堂などありしに似たり、今詳ならず。

(帔搖岑)

蛤に鴻もつまづく鹽干かな、　三千風
花を慕ふひれすかたかや舞ふ小蝶、

十訓抄云、我國の松浦佐夜姫と云は、大伴狹手丸が妻なり、男帝の御使に、唐土へ渡るに、捨小舟に乗て行時、其別を惜て、高峯に登りて、遥に離れ行を見て、悲に堪へずして、領巾を脱て招く、見人涙を流しけるより、此山を領巾麾峯と云、此山は肥前國にあり、松浦明神とておはしますは、彼佐夜姫の成れると云傳へたり、此山を松浦山と云、礒を松浦潟とも云なり。○按に佐夜姫をば、松浦明神と云ふ、稍失考ならん、又筑前風土記の逸文とて袖中抄に引ける、

狹手彦携妾那古君、到打上濱、乘船、々不進、有石勝稚者、謂狹手彦曰、海神欲得那古君、故停、狹手彦與妾相對涕泣、遂那古君於草席、以放於波上(大日本史)

は他の古文と異傳なるべし、要するに此事たるや、古人愛別離苦の情を述べたる一話なれば、尋常事實の研究以外の題目なるべし。

大沼郷(オホヌ)　和名抄、松浦郡大沼郷、訓於保奴。○今詳ならず、疑ふらくは玉島領巾振山の邊を指せる者ならん、今玉島に大村の村號立つ、又領巾振の最頂に大沼のありける事、古風土記に載せたり。

風土記云、褶振(ヒレフル)峯、在郡東、烽(トブヒ)家名(按に峰家は烽家にて、此に烽火を置きたる義歟、火振(ヒフリ)と云ふ語もありて、烽火に通じ、又褶振にも通ず、尚考ふべし)大伴狹手彦連、發船渡任那之時、弟日姫子、登此用褶振招、因名褶振峯、然弟日姫子、與狹手彦連相分、經五日之後、有人毎夜來與婦共寢、至曉早歸、容止形貌、似狹手彦、婦抱其績、不得忍默、竊用績麻、繫其人襴、隨麻尋往、到此峰頭之沼邊、有寢蛇、身人而沈沼底、頭蛇而臥沼壅、忽化爲人、即歌云、

(褶振峰)

志弥波擢のおとひめのこをさひとよも率寝てむしたやいへにくださむや、

于時、弟日姫子之従女、走告親族、親族發衆、昇而看之、蛇并弟日姫子、並亡不存、於茲見其沼底、但有人屍、各謂弟日姫子之骨、即就此峯南、造墓治置、其墓見在。○松浦に今玉島穴とよぶ處あり、ろは鏡社の南五町ばかり、ひれふる山の西南のふもとにて、鏡村と梶原村との境にあり、今の官道より近く山の尾の岸上に丸岡あり、其上下左右は岩なり、其岡の上土を高く築て、三尺許の切石をすゑたり、下の畑に塔の九輪落てあり、彼切石の上に在し物と見えたり、其切石の西方に穴あり、のぞき見れば内は六七尺ばかりに、石をたゝみてよの常の冢穴なり、昔も此世に發きしあとにて、穴中には一物もなし、是彼風土記に山南にあるによく叶へり、弟佐夜姫が墓なるべし、されど後世に源氏物語玉鬘の巻をのみ、俗に語傳へて、佐夜姫の事はいさゝか古き事なれば、語傳へざりしなるべし。(太宰管内志)

鏡(カガミ)（宮鏡）　今鏡村に因ふ、鏡宮(カガミノミヤ)あり、領巾振山の西麓にして、松浦川の東岸なり、或書に風土記逸文なりとて「昔息長足姫尊、在此山、遥望國形、而祈曰、天神地祇、為我助福、乃用御鏡、安置此處、其鏡化為石、而在山、名曰鏡宮」と引きたり、然れども此文は豊前田川郡の事とす、而も本社も神功皇后を祭ると傳ふれば、關係なきにもあらじ。天平年中、太宰少貳藤原廣嗣誅死せらる、後其霊をも此宮畔に祠る、此より廣嗣祠をも鏡廟と稱したり、又二社を大概に松浦明神宮とも云へり。

松浦宮(マツラ)　又鏡宮と云ふ、今鏡村に在り、神功皇后を祭る、豊前風土記逸文の鏡宮は、此地、事實として觀察する方、却て恰好す、延喜式に載せざる難、養古祠なり、故に香椎に比して、松浦廟宮と曰へり。

君にもし心違はゞ松浦なる鏡の神を誓て誓はむ、(源氏物語玉鬘巻)違見むと思心は松浦なる鏡の神やかけてしるらむ、(千載集)

百錬抄、天永元年、太宰府言上、鏡宮御殿改造之間、數百歳不奉動御體、可奉渡御殿哉、者被行御占。○太宰管内志云、板櫃社は廣嗣の霊也、俗に鏡神を此霊の如くに云傳へたるは、板櫃の社も鏡社と同處にましませばなり、板櫃の社は鏡社の西南に在りて、其間十五間ばかりもあるべし、兩社ともに鏡宮廟云々とあるものを、額の如くにしてかけたり、其上に、中昔より世人おしなべて、此板櫃社の神霊をのみ恐れて、元とある鏡社の事は委く知れる人もなかりし趣に聞えたり、されば神官なども、鏡宮を本社とはいへど、とかくに此廟のかたを重くすることなり、又今の神官ら兩社とも鏡宮とよぶ趣もきこゆ、さて是をとりわけて云時は、鏡宮を神功皇后の社とよぶことなし、板櫃社のかたは常に板櫃とはとなへず、大方は鏡弁廟とことなふることとなり、又鏡社神職多治見氏の系圖を見るに、其先は廣嗣ぬしより出たりとす、おぼつかなき事ながら、其書はふるきものなり、さて此社の前なる領巾振山を、鏡山といひ、社のある處をも鏡の里といへば、此板櫃社をも鏡宮とも、鏡神とも、松浦神ともいひて妨なきに似たり、是は源氏物語などにも見えたる如く、なほさ神功皇后のかたをよぶ名なれば、板櫃のかたを、しか唱へたるは皆あやまりと定むべし。

東鑑、寛喜四年、鏡社住人、渡高麗、企夜討、盗取數多珍寶、歸朝之間、守護人爲肆間子細、欲召取張本犯科人等之處、預所稱不可交守護沙汰之由、張行之旨、就注進、今日有沙汰、預所非可抑留、任交名、早付渡十守護所、乗船并盗物事、同可有沙汰之由、被仰對馬左衛門入道云々、(住人は社人か神人かを誤れるなるべし)松浦古事傳記、鏡大明神、第一宮神功皇后、第二宮大宰少貳正二位藤原廣嗣公也、神主草野宗擾之苗裔、百二十町、下社家拾軒、諸寺院合百廿三軒、天台宗、桓武天皇御宇三年、御寄附有之。

鏡宮の宮司は、中世草野氏の所職たり、文治中、永平貞綬守を兼ねければ、筑後にも其族寓住居し、草野氏二家と爲る、佐嘉郡高木と同祖にして、太宰帥藤原隆家の後裔とぞ、海東諸國記に我康正二年、上松浦の人丸汐島太郎藤原義永、朝鮮王に歳遣一隻を約したる由見ゆ、丸汐島は草野の何許にやあらむ、此草野氏、天正中に至り龍造寺氏に降り邑を失ふ。○肥陽軍記云、天正元年、龍造寺勢、鬼岸嶺(キシミネ)師子城を降し、草野に發向し、唐津に越年ありて、翌正月、隆公の御下知にて、鏡城を責給ふ、城主草野鎮永はあなどり悪き侍なりとて、一陣二陣を定め、三月に至り城中防戦つよかりしかど、遂に一の木戸を責破り火を掛ければ、鎮永城前に落行き、其後和平を請ひ、唐津表治まりぬ(草野氏の塚ありて、大村に遺るものあり)

板櫃神社(イタビツ)　鏡宮に在り、神祇志料云、鏡宮は太宰少貳藤原朝臣廣嗣の霊を祭る、(扶桑略記、色葉字類抄、詞林采葉抄)初め廣嗣、僧玄昉等の奸人を除き、朝廷を清め奉らむとして兵を起しつるに、其事成らざるを以て海に入て死たりき、其後霊崇屢顯はれ、奥鬼頭に起るを以て、朝廷勅して社を造て之を祭らしむ、實に聖武天皇天平十七年也(參取續日本紀、松浦社縁起)文治二年、将軍源頼朝、草野永平を以て本社の宮司職に補さしめ、建久五年七月に至て、鐙及剣箭を奉りき。(東鑑)○按に鏡宮の事、大日本史には「天平十二年、廣嗣上表、請除僧玄昉吉備眞備、不省、廣嗣起兵、逆敗、被捕斬於松浦郡、既而廣嗣魂爲厲、十七年、僧玄昉於筑紫、造觀世音寺、明年玄昉死、世傳由廣嗣祟、時眞備貶爲筑前守、改肥前守、眞備至盛國墓祭之、遂爲立祠請號鏡尊廟、報知識無量寺、歳時祭他」と見へ、神社考には「廣嗣不利、

自拔刀斬頸、飛升空戯殺官軍、其頭化爲赤鏡、見者多死、今松浦郡鏡明神是也」と記す、元亨釋書には松浦明神と呼び、神社啓蒙には板櫃明神と唱ふ。

又按に、松浦廟宮本緣起に「少貳藤原廣嗣逃去、肥前國松浦郡値加浦、乘馬驄逢欲移隣朝、向馬於海上、不敢進、遂吹著小値嘉島、次還來松浦橋浦、彼御忌日、十月十五日也、其遺體三箇月經虛、流寓鎭落之所、今鏡宮也、於斯敕使眞吉備朝臣、以天平十七年、造立廟殿二字、奉令鎭坐、兩所廟成、即建立神宮知識無怨寺、奉安置佛經、以彼廿口僧、定置供顧、住寺之僧、以持夫六十人、分置宮寺雜掌人、御墓守三十人、寺家雜役三十人、過十餘年之間、眞吉備朝臣、內心所念云、甦念若相叶、元可奉事松浦藤廟、所念已成就、以天平勝寶六年、拜任太宰都督、即經奏聞、又神宮伴怨寺、安置水田百十町、二十町、燈油佛聖并廟御忌日十五日料、二十町、住寺料僧二十口之料也、又免田六十町、三十町、分置御墓守三十人料、三十町、寺家雜役人三十人料、又其次定置鏡尊廟之號」と見ゆ、中世の補綴なれば、悉信を採り難しと雖、東大寺要錄に、

　彌勒知識寺、在肥前國松浦郡、右天平十七年十月十二日、本願聖皇、施入水田廿町

あるに參照して、聖武天皇の叡慮に出でし靈社なるを知る。然れども其尊廟とある疑ふべし、國史に見ゆる尊廟は香椎の神功皇后あるのみ、眞備朝臣の學術、豈此靈社に尊廟の號を濫にせんや、惟ふに中世平安京の比、御靈の崇敬はなはだしく、菅公を菅廟聖廟なんど唱ふる風起るに及び、松浦の靈社も之に感染し、神功皇后廟の貴稱を簒ひて、廣嗣に加へしがごとし。

無怨寺址（ムヲンジ）

今詳ならず、彌勒知識寺に同じかるべし、（上松浦の田平を參考）。松浦の宮本緣起云、少貳廣嗣逃吹著小値嘉島、次還來松浦橋浦、其遺體三箇日、經虛流寓、鎭落之所、今鏡宮也、（中畧）松浦藤廟、所念已成就、天平勝寶六年、買取大領田拾五町施入、在當郡具留加志大庄是也、又神宮無怨寺、安置水田四十町、又免田六十町。○太宰管內志に、今松浦郡大村に大村大明神ありて、其社僧を無怨寺と云ふと述ぶ、不審、又云、松浦郡鵲原寺貞應元年文書に

　寶蓮花院政所下、鏡宮神宮寺僧等定、補鵲原寺座主職事、右件職者、僧眞覺先達之相傳所職也云々。

松屋叢書中に、松浦宮物語考證あり、此物語は今本三冊にて、貞觀中の作なる由、其跋に見ゆるも信ずべからず、其中冊には唐娥物語を擬きたるにて、本別書なるを知る、刪補本朝書籍記に「松浦物語は貞觀四年作之」證據抄には「松浦宮と云物語は唐の事かきたる物なれども、詞は力なき事歌」と曰へり、按其物語は上巻に

　此宮、限なくあらん神の誓にこそはさらめ、此國の境をだに、いかでかは離れんとのたまひて、去年より松浦の山に宮を作りて、歸り給はんまではそなたの空を見ん云々、

　　けふよりは月日の入を慕ふべき松浦の宮に我子まつとて、

此事は風葉集にも、松浦宮の歌とて、十九首を收め、其中に此歌の序に「參議氏忠遣唐のうへつかひに渡り侍りたるに、藥下りて松浦の宮に留りてよめる、松浦の宮のあすかのみこ」と記す、亦一古書たるを知るべし。

松浦川（マツラ）

（栗川）

二源あり、一は杵島郡宮野に發し、北流桃川と稱し、一は本郡嚴木（キウラギ）村の東なる佐禮嶽に發し、曲折して相知村に至り相合し、鬼塚村に至り波多川を容れ、虹松原の西に至り唐津港に入る、長凡十里。萬葉集に詠せる松浦川は此に非ずして、玉島の小河七瀨淀を指せり。古名栗（クリ）川と云ふ。

童蒙抄に「大伴佐手彥任那國を鎭め、かねて百濟國を救むがために、詔を承て此村にいたり、篠原村の乙姫を妻とす、其容人に勝れたり、別去日に、鏡を取て婦にあたふ、婦別をかなしみて、栗川をわたるに、與ふる處の鏡を抱きて川に沈みぬ、夫より爰を鏡の渡と云、狭手彥船を出して去る日、乙姫褶を持て振招く、此故に褶振峯と云」云々、又定家卿家集に、

　沈めけむ鏡の影や是ならむ松浦の川の秋の夜の月。

長嘯子九州道記云、玉島川松浦川何れもやがて海に流出侍る、松浦川は七瀨の淀とよめるに違はず、最大なる川瀨にぞありける、彼松浦さよ姫がひれふりしより、名にいはれけむ山も、まぢかき程にみえて、いとをかしき樣なり、鏡の神にといへるも、都にて思ひ起せしほどは、いと遙かにていかなりけむ宮居ぞなど、心あてにせしことも、思浮びたるやうに覺えて、いと勝れたりける。

久利郷（クリ）

和名抄、松浦郡久利郷。○今久里（クリ）村是なり、鬼塚村も此郷の屬ならん、鏡村の南に接す、久里に大字原、中原、西原などあり、風土記に見ゆる篠原（シノハラ）村にあらずや。

（篠原）

風土記云、松浦郡鏡渡、在郡北、昔者檜隈廬入野宮御宇、武小廣國押楯天皇之世、遣大伴狭手彥連、鎭任那之國、兼救百濟之國、奉命到來、至於此村、即娉篠原村（篠謂志奴也）弟日姫子成婚、日下部君等祖也、容貌美麗、特絕人間、分別之日、取鏡與婦、々含悲、啼渡栗川、所與鏡緖絕、沈川、因名鏡渡。

生佐郷（イキサ）

和名抄、松浦郡生佐郷、訓伊岐佐。○今此生佐村は、久利郷の地と混じ、伊岐佐の大字は久里村に屬す、相知村も本郷の屬なるべし、瀑布あり伊岐佐の瀧と云ふ、高二十丈。

相知（アフチ）

今相知村と云ふ、唐津の南三里半、桃川嚴木川の相合する邊に在り、西北に岸（キシ）嶽聳ゆ、松浦黨に相知氏あり、此地の在名とす。今相知に大字佐里あれど、東鑑に見ゆ

ろ松浦西鄕佐里は此にあらざるべし。

「寺領事、全知行可被致、御下知状也、仍執達如件
　正平十五年九月廿八日　　勘解由次官
　　松浦田知妙音寺禪室」

「去正月廿八日御□書、今月廿一日到來、謹以拜見仕候畢、抑如被仰下候者、肥前國松浦相知村内、妙音寺事、坊主無云々、然者可被置當住之間、先所尋仰事、不日可被左右申云々、此條何樣之次第、被仰下候哉、其謂於當寺而□知□拜四郞入道禪正住寺、僧處建立、妙音寺之間、全不可有其煩哉、定而自寺家、可被明申候乎、恐惶謹言　　明德四年二月」

此妙音寺今馬場村に在りて、古文書を傳ふ。(太宰管內志)

嚴木（キウラギ）

今廣木村と云ふ、相知の東南一里半、小城郡を經て佐賀に通ずる驛路にあたる、嚴字を岐字に擬さ訓むこと其理由を知らず。嚴木川は驛の東北三里佐禮嶽に發す、佐禮嶽は天山と相接し、佐嘉郡北山の嶺なり。○近年嚴木の山野以南、多久原には石炭層あるを以て、其採取の業盛大なり、謂ゆる唐津炭是なり、此炭田の層厚五尺を常規とすと云ふ、運炭鐵道を布架し、唐津の妙見浦に至る。

大川野（オホカハノ）

(桃川)

今大川村と改む、相知の西南二里、松浦川の一支桃川の山谷を占む、山間の大邑なり、桃川村(今松浦と改む)と相並ぶ。(西松浦郡管內)肥陽軍記云、天文十一年、龍造寺家兼兵を發し、上松浦を攻め、鶴田因幡守が大川野の城をかこむ、日を經てよはらずありしが、伯耆入道剛忠先登して討死し、城主より和平を乞ひ、波多參河守も和平にしけり。○按に肥陽軍記に、又鶴田氏の師子城と云ことを見ゆ、師子城も大川野の要害なるべし、參考を要す。軍記云、天正四年、龍造寺隆信有馬と取合の際に、有馬より松浦の諸士を誘ひければ、波多伊萬里等假に心を變じ、一手に成りて師子城を責る、城主鶴田因幡守加番の龍造寺家拒ぎ戰ふ、龍造寺長信多久より來り後詰せんとせられしかば、波多の臣福井山城、多久原に之を支へたり、多久の勇士敵をつきくづし、差ちがふて波多が本城貫志峰を責るに、三河守罪を謝して降參す。又松浦家系譜に據れば、上松浦源大夫直の子、四郎遊、大河野に居り、大河野氏の祖たり、鶴田氏と同異を詳にせず。大川野鄕の河上大明神の棟札に「文明七乙未年、上松浦郡、願主源治」また「天正十七歳、願主吉志見城主、波多參河守豐臣鎭」など見ゆ(太宰管內志)○松浦領昔鑑云、唐津の唐人町は、寺澤志摩守高麗陣の時、唐人共を召連、此所に置かる、燒物師の先祖也、慶長年中、大川野組の田代村に燒物を造り、又川原村に移り、茶碗德利など造る、元和三年より椎峰山に移る、牟形村の土は高麗國の土にかはらず、日本無双の土とぞ。

波多（ハタ）

(鬼塚)

今鬼塚（オニツカ）、北波多、南波多、大川野、桃川の諸村に分る、(東西兩郡に分屬す)松浦川の一支、波多川の山谷を指す、中世波多氏即此地に據れる士豪なり。天正中、波多三河守親(一作信時)唐津に移り、豐臣氏の命を背きしが、征韓の役に至り、怯懦の故を以て除封。

山本（ヤマモト）

(岸山)(吉志見)(畑島)

今鬼塚村と改む、久里村の西にして、岸嶽の下に在り、又大字畑島あり、波多氏の本據地にして、松浦黨の一家たり、貫志峰を要害城とす、大字岸山（キシヤマ）は今北波多村に屬す、吉志見（キシミ）と云ふも貫志峰に同じ。肥陽軍記云、天正元年、龍造寺隆信、松浦表へ出張、貫志峰の城主波多三河守鎭一番に從服し、其臣八並福井等を按内者に奉りければ、師子城を責給ふ、城主鶴田越前守數日拒ぎ戰ふと雖、遂に下城を乞ふ。○太宰管內志云、海東諸國記に「源納乙亥年、遣使來朝、書稱肥前州上松浦、波多島源納、受圖書、約歳遣一二船、小二殿管下、居波多島、人丁不過千餘云々、源泰、戊子年遣使來朝、書稱肥前州上松浦、波多下野守源泰、以宗貞國請接待、居波多、有□下兵」とあり、波多は播太とよむべし、名義は畑の意などにや、宗氏家譜に、永正七年朝鮮征伐の件に、畑島式部と云人もあり)さて此波多と云は唐津岸嶽を云なるべし、其波多家の城趾なり。

鴨打（カモチ）

(平野)

今詳ならず、上松浦の一家を鴨打と云ひ、其領地は平野（ヒラノ）田中の村里なりしとも云へば、北波多村の中さす、大字平野存す。海東諸國記に「源永、丙子年、遣使來朝、書稱肥前州上松浦、鴨打源永、受圖書約、歳遣一二船、小二殿管下、居鴨打、有□下兵、稱鴨打殿」同書に「一岐島、志佐、志、呼子鴨打分治云々、無山都鄕鴨打代官主之時、曰鹽鄕呼子鴨打分治、各有代官、郞可五豆鄕、呼子鴨打分治、各有代官」とあり、鴨打は加毛知とよむべし、名義いまだ考へず、さて松浦古來略傳記に「鴨打新三郎平周實、下平野村二百石、同中四郎平周利、同村百石、鴨打道可祖覺」と見えたり。(太宰管內志)

田中（タナカ）

今北波多村と改む、波多氏の舊里也。○松浦領昔鑑云、田中城は波多參河守樣の隱城なり、田中村に在り、秀吉公御時代、所々山城御法度に相成り、其以後は居住なし、寺澤志摩守樣唐津御拜領之砌、御入城、其後今の唐津御普請相成候、(今按に波多氏は田中を邸宅とし、岸嶽を要害としたるならん)

德須惠（トクスヱ）

今北波多村と稱す、鬼塚村の西南に接す、唐津を距る三里、伊萬里を距る四里、其間の山驛なり、田中と接比す。

賀周（カス）

延喜式に載する驛名なり、今詳ならず、若賀周（カス）、逢鹿、登望の三驛は筑前國怡土郡と、壹岐國を連繫せる一路にして、賀周は怡土郡佐尉驛と、逢鹿の間たるべし、即松浦川の河口たること想ふべし、今滿島村の地にや。或は疑ふ、賀周（カス）轉訛して唐津と爲れるにやさ、

然れども唐津は唐山韓郷の舶船の入津せる故に其名あることなれば、賀周の說も謂ひ難し。

もゝかしも行かぬ松浦路けふゆきてあすはきなむを何かさやれる(萬葉集)

唐津

今唐津町、唐津村、滿島村の三と爲る、其市街、戸數一千八百、上松浦の首邑なり、昔封侯の鎭城にして、今も東松浦郡の治所たり、佐賀を去る十三里。○水路志云、唐津市街は松浦川の左岸に位置し、多量の石炭を販賣す、港灣は北に在り、高島大島(各五五・五尺)の二嶼ありて、能く諸風を防く、然れども北西乃至東の風起る時は、猛浪港内に入り、錨泊すべからず、斯る時は船越浦(糸島郡)に避くべし、松浦川口は暗石及沙灘之を閉塞すと雖、其西側に自然の深水道を生じ、潮流此處を疾走す。

原城紀事云、弘治三年丁巳、波德仁丸某船、一伴天連の能く其術に通じ口才有る者を載せて、肥前の唐津に至り說法す、凡此輩は皆我言語を善くし、我事情を知れり、大に金寶珠玉種々の珍玩を齎て、客を延き交を結び、周旋懇厚にして至らざるところ無し、我老少男女其款待に接して、教に歸する者市の如く、平戸長崎より豐前小倉に至り、九州を擧て其教を奉することとなれり。○西遊雜記云、唐津は文祿征韓の時、築きし城池といふ、この郡はいにしへの上松浦の地にして、唐津浦とて、諸國の地なり、海面は玄海灘にて、海濱砂地の潮白く、夕日さざなみに映じて、紅の色をさらし、萬松青々として紅白青の色をまじへ、虹を見るがごとし、此故を以て虹の濱といふなり。○大八洲遊記云、唐津一小都會也、有古城、俗曰舞鶴城、豐臣氏征韓之役所築、半壘半毀、有海東省石炭場、西北枕海、高島綠峙、東則松浦河口、海水灣入、如巨湖、船舶輻湊、岸上漁戸參差、松林透迤、眞絶景勝之地、本郡西南諸邑、多出石炭、歲收七十萬圓、漕運至此港、日數十隻。

近松寺

唐津に在り、元和三年、寺澤氏創建、耳峰の開く所にして、臨濟宗を奉す。○或云、近松寺四世、遠室和尚の弟子に印海可門と云者才學あり、後京師に入り還俗し、近松信盛と稱ふ、元祿の頃、大坂に移り、淨瑠璃本數十種を造る、世に喧傳する所の門左衛門是也。

滿島

今唐津市街の東南、松浦川の右岸を滿島村と云ふ、虹松原に連比す。○文祿中、寺澤志摩守唐津城御取立、名護屋の城の材木にて、御普請成就、此城山は滿島(水島とも書く)に續き、滿島山と申し、昔は松浦川久里村境瀨より、村内の田原山邊の方を流れ、夫より鏡村の內へ流れ、今の二三御門の内を流れ通り候を、堀かへせしめられ候、仍此所をチキレと名附く、二三丸の内は鏡大明神の御旅地にて、其北波多川は鬼塚より和多田村の前を流れ、夫より今の町人町の島に出てしを、御普請に堀かへらる、又神田川は長松より直に二子江川町の方へ流れ出候を、只今の如くに堀かへらる、古へ滿島山に佛神七所あり、天滿天神宮、松浦不動堂、別當譽持院、草野不動堂、八幡宮、津守觀音堂、熊野權現宮、虎山權現宮等なり(松浦昔鑑)

唐津城址

唐津市街の東北海瀨に在り、天正の末年、波多三河守信時此地に居りしが、文祿征韓の役、怯懦の故を以て封邑を除かれ、慶長二年再從軍して、狼狽亭の海濱に死す、寺澤志摩守廣高波多氏に代り、松浦八萬石を食す、當時海外の役あるを以て、豐公特に唐津を修築せしめしと云ふ。庚子の亂に、廣高東軍に應じ、功を以て肥後天草四萬石を加封せらる、其子堅高の時、寛永十四年、天草島原等に土匪起る、堅高江戸より馳せ還り、數匪を富岡城(天草)に攻め之を走らす、已にして事平ぐ、幕府天草不治の罪を責め、四萬石を削る、堅高之を愧み、遂に江戸に於て自殺す、嗣子なし家絶ゆ、寛永二十年也。後大久保加賀守忠職此に治し、松平氏(大給家)土井氏等屢其主を易ふ、寶曆十二年、水野和泉守忠任來り治し、曾孫越前守忠邦に至る、文化十四年、小笠原主殿頭長昌六萬石を以て本城に移る、圖書頭長行に至り、大政一新に際會す。

高島

唐津灣の一嶼なり、方十町許、今滿島村に屬す。○太宰管內志云、弘安四年の夏、蒙古大唐高麗已下の國々の兵、三千餘艘にて、我國を襲ひしこと、八幡愚童訓に詳に述べ、中にも鷹島に賊船の寄れる由見ゆ「其後遙に息へて鷹島へこそ引退けれ」云々「さる程に、十日餘の比、西國の早馬討て申けるは、去六月晦夜半より、乾風頻吹に、同七月一日、賊船悉く漂倒して、海に沈畢ぬ、大將軍の船は風以前に青龍海より頭を指出て、硫黃の香虛空に滿て、異類異形の物ども眼に遮りけるに恐れて逃去ぬ、殘る所の船どもは打破られて磯に上り息に漂ふ、海面は算を散すに異ならず、死人多く重なりて山を築くに相似たり」云々「鷹島に打上たる異賊數千人なり」とも見えて鷹島則五龍山なり、此事太平記三十九巻にも見えたれども、鷹島とも五龍山とも記せることなし、此鷹島は唐津の北なる高島の事とさこゆ、三栗屋の海なる高島とは別なり、されども海路記に五龍山は志志伎山の事なりといへりとも見えたれば、唐津の高島にはあらじともいふべけれど、元史、八幡愚童訓等の說によれば平戸志志伎山の邊のこととはきこえず。

神田

今唐津市街の西南、神田川(唐津市街へ入る)の源なる諸村を併合して唐津村と改む、大字神田あり、上松浦黨の一家に神田氏あり。○海東諸國記云、源德、丙子年、遣使來朝、書稱肥前州上松浦神田能登守源德、神田地谷也、在城南相距半三里餘、受圖書、約歲遣一船。

妙見浦

今唐津村に屬す、市の北にして、其灣岸は島嶼(大島と呼ぶ)により北方を遮蔽せられ、船舶の寄泊に便あ

り、近年唐津港防波道の堤頭を此に設けられ、海陸の連絡を成せり。

佐志（サシ）

今佐志村と云ふ、唐津の西北一里半なる海村なり、佐志氏は松浦党の一家也。○太宰管内志云、東鑑、建長二年関東下知状に、佐志源次の名見え、海東諸国記に「源次郎、己丑年、遣使来朝、書称肥前州上松浦、佐志源次郎、受図書、約歳遣一船、小二殿管下、能武才、有麾下兵、称佐志殿」とあり又同書（一岐島部）に「志佐、佐志、呼子、鴨打、塩津留分治」云々、加志郷、佐志代官主之」。松浦古来略伝記「米倉前七郎源和泉、佐志将監五代孫也」とあり、元寇図に松浦佐志村あり。

(相賀)　(湊)

逢鹿（アフカ）

今相賀村と称す、唐津の北三里、大字相賀存す、延喜式に登望駅と云ふもの此なり。太宰管内志云、松浦郡相賀村、法鏡寺鐘銘「諸行無常、是生滅法、生滅々已、寂滅為楽、大日本国鎮西海路肥前州、彼杵庄内父賀木村、宇都宮貴賤男女大小助縁、不可勝数、永和二年丙辰八月吉日、作者有智田祖久」とあり、此寺の事いまだ考へず。

(七釜)

地學雜誌云、湊村の海岸、小距離の所に高崎（カウサキ）と称する小岬あり、全山玄武岩より成り、断崖絶壁を成し、其端分岐して、稍三叉状を成し、其東なる叉の基脚に、七個の横洞並列し、宛も釜を列べたるが如き観あり、七つ釜と称す、皆海水を充たし、波浪穏かの日、能く自由に舟を洞中に通ずべし、西なる叉の基脚西側にも、亦二洞並列せり。○按に此地は糸島郡大門崎（オホト）の玄武岩と、東西相距る十海里、同一の岩境なり。

神集島（カシハ）

湊村の東北十町許に在り、方十町許、西に向ひ、小湾を入す、漁戸一百余あり。此島は延喜式、肥前国柏島（カシハ）牛牧と録したる者ならん、後世誤りて神集に作る。

(柏島)

天慶八年呉越の商舶柏島（カシハ）に到れる由、外記日記に見ゆ。外記日記、天慶八年七月廿六日今日唐人来着肥前国松浦郡柏島、太宰府解申請官裁事、言上、大唐呉越船、来着肥前国松浦郡柏島状、船壹艘、蒋袞為首、乗人壹百人、管肥前国、今月十一日解、同日到来、今月四日□三刻、件船帆九、自南海俄走来、警固兵士等、以十三艘遣、留肥前（ヒノミサキ）柏島浦。

太宰管内志云、萬葉集「天平八年丙子夏六月、遣新羅国之時、使人等肥前国松浦郡狛島亭、船泊之夜、遙望海浪、各慟旅心、作歌七首」と、狛島は柏島の誤なり、七首の中に

多良比売御舶はてけむ松浦の海いもがまつべき月はへにつゝ

ともよめり、扶桑記勝は柏島の泊は石堤を築きめぐらしたり、民俗伝て神功皇后此堤を築きて、御船を繋給へり、近代寺沢名古屋に下給ひし時、其古跡をしたひて修補したまへりし也、云々。

登望（トモ）

延喜式に載する駅名なり、今呼子村に属し、大字大友小友と称ふる、即是なり、此地は唐村（逢鹿）の西北に接し、海上に加部（カウ）、小川、加唐の諸島散在す、即壹岐渡海の衝路、玄界洋の西限を成す。○風土記云、松浦郡登望駅、在郡西、昔者気長足姫尊、到於此処、留為御覧之時、落於此村、因曰登望駅。○地學雜誌云、七釜以西呼子の諸湾にぞる、一里半余の海岸には、玄武柱石露出し、特に大供の崎、及び呼子の鼻の二岬、並に殊島の断崖は、皆直立せる柱石より成り、玄海洋上船中より之を望見すれば、恰も洪大なる竹垣を見るが如し。

(供野崎)

呼子（ヨブコ）

今呼子村と云ふ、唐津の西北四里、名古屋と相並び、一港湾を有す、玄界洋西南辺の要津なり。○水路志云、呼子は前面に加部島を控へ、海水環入して、二港を為す、東は呼子、西は名古屋也、呼子港は東北に開する雖、其口幅三鏈半に過ぎずして、外方に瀬あり、北岸は南方に湾入せる小湾の東側に在り。海東諸国記云、肥前州呼子、乙酉年、遣使来朝、書称呼子一岐守源義、約歳遣一二船、小二殿管下、有麾下兵。

打上（ウチアゲ）

今打上村と云ふ、呼子の南なる山村なり、大字打上有り、又大字湊あり、中世湊氏居たりし地なり。海東諸国記に上松浦の諸島主を録し、塩津留松林院源重實、又は観音寺宗殊と云ふ。

([illegible])

袖中抄に、筑前風土記を引き、打上浜の名を載す、筑前風土記に打昇浜（ウチノボリ）あれど、打上を載かず、而て云ふ、筑前風土記と云ふも、其實肥前の誤りなる歟、蓋打上浜は呼子港の旧名にして、渡韓の泊所のみ。○袖中抄云、筑前風土記に曰く、狭手彦連、舟に乗りて海中にとゞまりて、渡ることを得難し、是に石勝推量して曰く、御舟の行かざる事は、海神の心なり、其神はなはだ狭手彦連が具てゆく所の妾那古（ナコ）君を愛ふ、これをとゞめば渡るべし、時に彦連愛を相歎く、皇命をかうぶらん事を懼れて、うつくしびを絶ちて、こもの上に乗せて、波に放ち浮ぶと云々。

名古屋（ナゴヤ）

又名護屋、那古野に作る、呼子の西に接する海村にして、文禄中、豊太閤が征明討韓の行営を置きたる地也。前面に加部（カベ）島横たはり、波戸（ハド）埼西北に延伸する一里、埼頭馬渡（マダラ）島、加唐島を望むべし。○水路志云、名古屋湾は波戸埼より南東に走る海岸と、加部島西岸とに由て港門を成し、夫より漸次に其幅を減じ、南方に湾入し、其西側に名古屋なる一大村あり、此名古屋港と呼子港の間の斗出角北端は、加部島に対し、両岸に半渡する平低石陵にして、狭窄の一水道なり、闊さ半鏈中央の水深十六尋及十二尋、小船は此水道に由て両港間を往来す、名古屋港口は、險潮且陸岸にして水深く、入

(波戸埼)

るに容易なり、然れども波戸埼附近の岸角及岩石は、外面に延出するを以て、遠く之を避くべし。

那古屋懐古　草場　佩山

興亡今古不可期、取快一時是男兒、結壘起卑奴隷伍、雙手折盡扶桑枝、餘波直及鴨緑水、決潰八道東海湄、飛花撲杯芳山宴、想見戰血紅浩漪、豈圖一旦將星落、北風吹送班師旗、群咲噴啨放謔義、或曰黷武或兒嬉、或曰漫被黠兒賺、未容不振國本痿、鳴呼燕雀何知鴻鵠志、有似蠡㲉側天池、英雄秘憤本落落、不回得喪爲喜悲、偶經舊墟歔欷偉畧、寧將涕涙灑殘碑、啞然大笑臨渤海、水天一碧鵬雲飛、

(南久屋)(那久野)(寶泉寺)

對州豆酘の観音堂の鐘銘に「康永三年云々、肥州南久屋寶泉寺住持明俊」とあれば、名古屋は本ナグヤと曰へるも也、海東諸國記那久野(ナグヤ)とあるに參考すべし、又寶泉寺のことも見ゆ、今存亡を詳にせず。

海東諸國記に我長祿元年、上松浦那護野(ナゴヤ)寶泉寺、源祐位、歲遣船一隻を朝鮮國と約せる事見ゆ、又文正元年、上松浦那久野の藤原頼永が遣使の事あり、亦松浦黨の一族なり。

天正十九年、豐臣秀吉師を海外に出さんと謀り、其冬西海諸侯に課し、大に名古屋に城き、以て行營と爲さしむ、翌文祿元年四月、秀吉名古屋に至る、諸軍海陸並び會す、凡五十萬人、以て朝鮮に入らしむ、八月秀吉大坂に歸る、前田利家留まりて軍事を攝す、凡我師の韓に在るもの七年、慶長三年八月秀吉薨す、遺令、徳川家康をして外師を班さしむ。○伊達成實日記云、名護陣の時、家康公筑前殿(利家)も御城の北、入海を隔て御立陣に候、政宗も其北方陣所に候、其西は結城殿御陣所に候、六月末の比の事の外暑時分、家康公御陣所の下に清水候、筑前殿衆其水を汲みたるより、からかひ起り、後は二三千宛出合候、筑前殿衆に大名と見え候衆は一人も無之候、家康公御下よりは本多中務を初、大名衆十八程出合、喧嘩をおさへ候儀に候、若事出候はゞ天下の大事に可成程の喧嘩に候、政宗公年寄衆二三人罷出、双方の衆を押へ候迄にて、漸々双方遠ざかり、無何事罷歸候。

名護屋(ナゴヤ)城址

三千風行脚集云、名護屋は文祿年中朝鮮征伐の時の古城、本朝天守の開基、萬歲の跡、北関の餘波、此外諸大名の陣屋あり〳〵とのこる、江は呼子浦とて、數島の繁榮集く津なり、高き山の景觀筆に盡しがたし。太宰管内志云、鶴岡隨筆曰松浦郡呼子の上の松山、昔秀吉公の築いたる名護屋城なり、今なほ石壁あり、唐津の殿より番所を置て、城の跡を守らせらる、此處の海門絶景の地也、沖の方に壁島ふさがりて、其間わづかに四五町に過ずといへども、海ふかくして大舟をつなぐに難なし、海口東と北とに二所あり、村里甚にきはひて、伊萬里の陶器を賣る家多し、名護屋城跡の石、今は多く殘らず、是は寺澤志摩守唐津城をつく時に、名護屋の石をきれりといへり、西の御門と云ふになほ石も多く殘れり、石垣高さ二丈餘計のものあり。○阿波守蜂須賀至鎮が、名護屋在陣の時書して留守の臣に與へしもの中に、「此邊當時見事に違はぬ物は、茄の高さ、眞桑瓜、水たるより案に相違してあしきもの、鮎、目出度もの井戸のあささと、水の善きこと、兎角なきものは新衣にて候、

普請の隙には、あみ笠きて、小屋頃の隙をのぞきあけども、其方に似たもの獨もなく、(中略)夕さる方にて、ならひ申候まゝ、名護屋のはやりうた、書付て參らせ候、

たれが思ふ人は、名護屋にござる、我の留守すれや、しんくでならぬ、エイ〳〵サウ〳〵と、石を引く、エイエイエイと云て引間は、懲だんべいな、エイとイとゆて、ひけばな、引こかのといふた、若きも老たるも、口すさみ申候、是にてなくば、浮世なるまじく候。

加部(カベ)島

今呼子村に屬す、東西十町、南北二十町、戸數百五十、島の東一海里許、壁島と呼ぶ危岩あり、供野埼の北にあたる。○水路志、加部島は呼子港の前面にあたる、島の南端に海面上高さ四一二呎の叢林あり、之を島の最高處とす、此島の南側に片島村あり、天氣惡き時は、石炭運搬船此村落近傍に碇轉す、又島の北岸は、黒色鎔化岩の險崖なり、壁島は本島の東岸にあり、直立斷崖の岩山にして、樹木茂鬱、海面上高さ二〇〇呎、頗著明なり、燈臺を設置す、晴天光逹八海里、即呼子港の標識とす。

田島(タシマ)神社

加部島に在り、延喜式、本郡の名神大祀にして、今國幣中社に列す。新抄格勅符に、大同元年神封十六戸を肥前國島田神に寄すとあるは、田島を倒置したる也、蓋宗像の田島に坐す神湍津姫命を祭る。太宰管内志云、田島神社は神名帳頭註云「仲哀天皇稚武王也、號上松浦明神」、(當社一覽も是に同じ)和漢三才圖會に「稚武王(仲哀天皇弟、號田島神)爲上松浦明神」などとも見えて、正しく稚武王を祭れりと聞ゆるを、今此社に望夫石と云物のあると、古今著聞集十訓抄、神中抄、峰相記等に、松浦明神は佐用姫を祭る由云々と引合せて、田島神を佐用姫の靈とし、田島(今の壁島)の山を領巾振山なりと說もあれど、いみじきひがことなり、館神社の細註に委くわきまふるを見るべし、さて其望夫石と云物は、今此社の中殿の板下に在て、其形女の衣をかづきて伏たる形せりと云。

(壁島)

扶桑略記云、延久四年、大雲寺成尋阿闍梨、於肥前國松浦郡壁島、乘唐人一船畢、曾聚之船、與船頭等物具、米五十斛、絹百匹、掛二重、沙金四十兩、上紙百帖、鐵百挺、水銀百八十兩也。○壁島は加部島に同し。

小川(チカハ)島

加部島の北東二海里に在り、方五町許、漁戸數十、

今呼子村に屬し、捕鯨の便宜あり。○孝兼筆記云、東松浦郡小川島鯨組の事、創始を知らず、或は云島人吉川庄六なる者を始せしに始まると、次て正德年間に至り、呼子浦の商人寳組を小川島に出せり、其後壹岐の土井氏鯨組を生月に出し、呼子の中川氏及び中尾氏鯨組を小川島に出す、是れ御寳曆年間なり、後數年にして中川氏廢業し、中尾氏獨り業を營み、終に之を子孫に傳へ今代に至る、其網を用ふるに至りしことは、各地前後ありと云とも、その何人の發明に係るかを審かにせず、紀州太地浦より傳へりして、終に九州の鯨組を創むと云ふ、然れば其創始は延寶五年(紀州鯨組創業の初年)以後のことなるべし。外寇志高信云、正保元年、黑田忠之、松浦鎭信、寺澤秀高(唐津城主堅高と同人なるべし)等は、蠻船を玄界洋に擊ち之を破す、初め一百艘あり、松浦洲に來り、高島神島の間に寄入し、形勢を窺ふの狀あり、唯兵走て之を秀高に告く、秀高得ち千里鏡を以て之を望む、船帆山立し、其數百を無せ、大熕數十門を列す、秀高急に令して兵を分ち、大島、高島、神集島の數所に備ふ、黑田松浦の兵は呼子壁屋崎、虹之瀨、小川島、姫島等に備ふ、我兵營柴を船に積み、風に乘じ數百隻を放て之に逼る、蠻船海に溺り火具火藥櫃に移り、爆裂して皆海に沈む、一卒を遺さず、是に於て二將其狀を幕府に報ず、終に何國の船たるを審にせず、或は云ふ英吉利船なりと、幕府事情の詳明ならざるを以て、遂に賞賜に及ばず。

加唐島 (各羅島)

今名古屋村に屬す、小川島の西に並び、南北一里、東西十町、戸數若干、島の西南岸に松島と呼ぶ屬嶼あり。有馬家譜に「有馬晴信、文祿の頃、大村家と取合ありて、松浦郡加加良島に潜居し、七年の後彼杵郡島田に合戰し、今富好武の領域を取戻し和睦す」と錄す、古史には加羅を各羅に作る。雄略紀云、百濟加須利君婦、於筑紫各羅島、產兒、仍名此兒、曰島君、於是軍君、即以一船、送島君於國、是爲武寧王、百濟人呼此島、曰主島也、太宰管内志云、各羅は加加良とよむべし、谷川氏之を加良とよみて、筑前志摩郡韓良郷にあてしは誤れり。

馬渡島 (斑島)

今名古屋村に屬す、加唐島の西五海里、波戸岬の西北五海里に在り、東西卅町、南北十五町、民戸數十あり、北方壹岐の郷ノ浦を距る凡八海里、本島幷に加唐島、的山大島の一帶は、壹岐海峽の南側を成す、松浦家に斑島氏あり。○太宰管内志云、懷中抄のうたに、肥前國斑島、(名寄には、壹岐島の内にありたり)

海人の苅る海松苔浦に白雪の斑島にも降にけるか那

とあり、名義は岩などの黑白相交て、まだらに見ゆるなどにて負せたるべし、さて松浦古來略傳記に「馬渡源太、藤原久森、同山村百石、馬渡島牧番、無足三人、足輕四人、津守、無足三人、足輕二人」九州治亂記、岩屋合戰の件に、馬渡甚虎と云人も有り。

假屋

今名護屋村の南に接し、一港灣を抱有す、其港の名あれど、僻地なれば民物に乏し。水路志云、假屋は名護屋の南にあたり、幾ど陸地に包圍されたる良港にして、港内一の障險なし、底質は大概泥にして、水深は港口十七尋より、內側に至て退減す、港の南部には數島嶼あり、北濱には假屋村あり、此港は樹木蒼鬱たる小山脈に環繞せられ、其風景佳絕なり。

切木

假屋の南に、有浦切木の二村あり、入野は其西方にして、假屋灣の一側に居る、半島狀の地なり、高串浦は今入野村の大字にして、小灣あり、西に開き伊萬里灣に向ふ、唐津の西四里餘。○入野村の西岸に鷹島あり、其間の狹水道を日比瀨戸と呼ぶ、伊萬里灣の一口なり。

伊萬里灣

下松浦洋の東南なる大灣にして、尚分ちて伊萬里內灣、志佐灣の二と爲すべし、伊萬里港は灣の東南隅、其灣口より深入(航路曲折す)十二三海里の奥の所にあり。○水路志云、伊萬里灣は其北に大小の數島嶼ありて、其外部を掩す、故によく風浪を保障し得べし、此灣に入るに三條の航路あり、日比水道、青島水道、津崎水道と曰ふ、福島は伊萬里灣内部にある一大不整形の島なり、島の北東岸と陸岸との間に、一條の深水狹門あり、之を入れば廣濶の水面となり、四尋乃至七尋、其中に許多の岩礁散布す、而して島の東南附近の處に至り又狹隘となり、且暗礁及石陂あるを以て、端舟の外通航するを得ず、野崎は福島の西に當り、陸地より斗出せる角にして、津崎水道より東南東約五里半の處に至り、該崎の南西に灣入する處を今福浦といふ、泥底にして好錨地を得べし、其伊萬里內灣は、福島の內側に在て、南方に深入す、內灣口より七ツ島近傍に至る間の中央の水深は十七尋、漸減して四五尋に至る。○按に今福浦の野崎は、伊萬里內灣と志佐灣を分界す、七島とは楠久津の北岸にありて、伊萬里市街の西北西五海里を隔つ。

伊萬里 (今里)

今伊萬里町、大坪村の二と爲る、唐津の西南七里、謂ゆる唐津燒の產地とす、佐賀を去る十二里、亦鐵道支線の有田に聯する(凡八哩)あるを以て、佐賀佐世保長崎等に便ならすべし、亦西松浦の郡治を此に置き、一方の大邑なり。(今里にも作る)水路志云、伊萬里町は伊萬里內灣の首なる細江に沿へり、其人口約四千餘、大半陶器を製して其生計を營む、伊萬里町の前面、即伊萬里川口は、廣濶なる平潟灘にして、低潮に干出すといへども、其中間に灣曲して通ずる所の澪あり、端舟を行るに足ると云ふ、伊萬里內灣の濱地は、小島の北方にあり、此地北には福島、東には七島等ありて、よく風濤を遮蔽す。

(今岳) 伊萬里とは、古利郷里の遺墟にして、伊萬が里の謂なり、邑東に今岳と呼ぶ山あり、○續西要略云、慶安三年、今

川伊豫守源貞世(了俊)下于西海、未稱探題、或號管領、或曰大將軍、十一月十九日、今川貞世下着肥前松浦、豐筑者宮方菊地以下各守其嶋而拒之、是故今川自海上赴松浦乎、松浦、平戶迎接、伊萬里、山代、高木、龍造寺以下國人來屬、到杵島郡、會少貳冬資、十二月十五日、今川陣稍岳。(稍岳城は藤津郡に在りと云ふも、今其所在を詳にせず)〇肥陽軍記云、天正四年、武雄後藤家の養子惟明、伊萬里の圓通寺へ落行けり、彼寺僧は伯父なれば、實家平戶に加勢を乞ふ爲めなり、然るに伊萬里兵部大輔治利、惟明を逐ひ出し、龍造寺へ和平を乞ひ、下城して幕下と爲る。

(黑髮山)

大川内(オホカハチ) 伊萬里の南なる山村にて、黑髮山(クロカミ)あり。〇三千風行脚集云、二月廿八日、今利燒の土物を調ふ、皿山に行く、此山皆白妙の眞土山、小屋千軒餘り、竈十登(但五百口)此外近郷の小屋〳〵は算ふるにいとまあらず、それより黑髮山大智院覺遍僧正に眉談す、岫に本社熊野權現、頂上に伊弉諾尊の髮[illegible]と有り、則山の名とす、峰に天童が窟、美景遠眺無双の地なり、爲朝此山に籠り賜ふ、具足櫃有り希有の物也、余も眺望して一軸の、奥に緑萬葉の歌の心を、

神娥眉やくろかみ山の振柳。

黑髮山は大川内と有田の二谷の間なる橫嶺なり。

(皿山)

有田(アリタ) 今有田町、新村の二に分つ、俗に皿山(サラヤマ)と云ふ、製陶の山村なれば也。此地伊萬里の南、一嶺を隔て、四面皆山、々に埴土陶土の良品を採るべし、千家の邑、戶每に製陶に服役し、年額五十萬圓と稱す、蓋佐賀藩主の開きし業にして、爾來三百年、清潤堅緻の器、其技世を逐ふて巧妙に赴き、以て今日の盛大を致す。〇鐵道車驛、早岐を去る十五哩、鳥栖を去る四十二哩。產業事蹟云、有田皿山は千三百戶、人口六千、專ら製陶を業とす、佐賀藩政の時には、黑燒師百數十軒、赤繪屋廿六軒、之を世に伊萬里燒(又有田皿山燒)と云ふ、永正十年、吳祥瑞支那の陶法を學び得て歸朝し、始て陶器を製出せり、(祥瑞五郎太輔は支那人なりとの說あれども、實は然らず、伊勢松坂の陶工にして、氏を山田、名を則之と云ひ、飯野郡黑部村、一說飯高郡大口村とか、に生れ、幼より陶器の製造を好み、終に明に遊びて其術を研ぎ、其陶器に銘して吳祥瑞と云へりとぞ、吳祥瑞、永正年間歸朝して此地に窯を開きしと云ふ)之を以て濫觴とす、徒弟五郎七五郎八は共に其師の遺法を遵守したれども、原料を得ざるが爲め、其製造衰頽せり、尋て慶長三年、鍋島直茂朝鮮を征して歸朝の時、李參平と云ものあり、直茂の臣多久安順に從ひて歸化し、瓷器を製造せんとを乞ひ、松浦郡泉山(昔時田中村と云ひしと)に白堊を發見し、始めて潔白の磁器を製す、正保年中に及び、赤繪染着共に進步し、窯燒畫工細工人等千餘人あり、世に名高き古伊萬里燒は此時代の製品に外ならず、當時陶器を長崎へ賣りしが、其後外國交易の道絕ゆ、近時に及び、陶磁の販路海內海外に擴及し、其聲價いよ〳〵高し。肥陽軍記云、天正六年に、西肥前の殘士松浦豐前六郎死して、其子虎王丸、伊萬里壹岐守有田藏人と共に、龍造寺家へ參陣す、かくて肥前の國殘る所なく打治まる。

有田川(アリタ) 有田の東嶺に發し西流、曲川村(マガリガハ)に至り北に折れ、伊萬里港に入る、長五里。

山代(ヤマシロ) 今東西の二村に分る、伊萬里內灣の西畔にして、西嶽の下に在り、松浦黨の一家此に居れるを、山代氏と曰へり。山代又三郎榮、弘安蒙古の役に、壹岐に出戰したる事、諸書に載す。〇楠久(クスク)津は西山代村に屬し、小海驛なり。

(楠久)

西嶽(ニシダケ) 一名國見嶽、下松浦半島の中心にして、數峰之に據る、甚高峻ならずと雖、亦一方の鎭山とす、標高八百米突、其東側は稍急峻なれど、其他は山谷錯綜、凡三大谷を成す、北には志佐谷、西には佐々谷、南には相神川谷并に佐世保なり。

按に陰德太平記に、松浦丹後守政と云人あり、曰く「丹後守政は肥前守興信の爲には、一門なりけれども、年來不和なれば、相神浦、有田、今福、山代を領して、大智庵に居城せり、山田兄弟興信にすゝめて、相神浦に出陣せしむ、故に興信天文九年八月、大野源五郎定文を大將として、南入道宗智、西玄蕃、加藤左馬、其外近藤一郎、籠手田、小佐佐、田平等三百餘騎、子刻許りに大智庵に押寄、火を放て城中の不意を打つ、城兵殘らず落失、政は腹切て死ける」云々、此政の家は山代もしくは峰の松浦氏と聞ゆれど、未だ其詳を聞かず、大智庵とは相神浦に在るにや。

下松浦

下松浦(シモマツラ) 大略、今北松浦井に南松浦二郡の地たるべし、西海、寶島等一帶の西を指す、平戶、五島をも兼攝せる名目也。

下松浦黨は御廚、峯、今戶、志佐、田平、佐々、一部、大島、宇久(卽五島)等の數家に分れたり。海東諸國記云「源吉、乙丑年、始遣來朝、書稱肥前州、下松浦山城大守源吉、受圖書、約歲遣一船」この人は何家にや。

(北松浦郡)

今北松浦郡は、一町三十六村を管治し、役所は平戶に在り、伊萬里灣口は以西、今福御廚及ひ平戶の諸島を其域內とす。

下松浦洋(シモマツラ) 下松浦の北海にして、壹岐海峽と馬渡島(マダラ)的島山(マツチ)を隔て相隣る、玄界洋より平戶海峽、生月海峽に向ふ者は、必す之を航走す、舊地圖又は海圖

に下松浦洋の名なけれど、今便宜の爲め之を設けて論述に益す。○此海洋は、加唐島波戸埼（名古屋）を以て東北限とし、平戸島の北角鐵埼并に度島（タク）を西南とす、一側は壹岐海峽に斜行し、一側は陸岸に向ふて伊萬里灣を穿入す。

鷹島（タカ）

今鷹島村と曰ふ、下松浦洋の南邊に横たはり、伊萬里灣を塞ぐ大島なり。東西に水道あり、彼灣に通す、東を日比瀨戸と稱し、西を青島瀨戸と稱す。此島形狀長奇怪、面積一方里許、屬島數多あり、島上の民口凡一千戶。○鷹島は弘安四年蒙古の寇船覆沒の古蹟にして、青史に其名彰々たり、然るに說者往々其地所に迷ひ、或は筑前玄界洋の鷹島とし、又は唐津虹松原の高島とす、皆非なり、元寇殲盡の鷹島は、下松浦なる青島水道、津崎水道の邊なること、古文書に徵證し之を知る。

伏敵編云、弘安四年の入寇、五月二十一日、壹岐の戰に始まり、中間筑前沿海の能古（ノコ）島、志賀島、玄界島邊の戰あり、最後肥前鷹島に追衛す、凡て海上の戰なり、季長繪詞に「肥前國の御家人にたかしまのにしの浦より、われのこり候ふねに賊徒あまたこみのり候を、はらひのけて」云々、觀西要畧「蒙古乃來寇肥前、戰於鷹島南島者二次」に作る、本島は伊萬里灣口を擁え、周回凡十里、阿翁免を營取の址とす、字御館（ミタチ）は當時某將が牙營を設けたりし所と稱し、今猶其跡に留面庵（一名首塚、石田五郎を葬ると云ふ）と名くる一小堂あり、其周回に累々として存する古墳、及び鬼塚等は、當時の事を想ふべし、阿翁（アヲウ）崎（本島の最北海上に擴延する一大原野にして、岸を衝く怒濤は今も猶人をして當時の慘狀を想像せしむるに足る）此地に古來、刀劍兜鎧、及陶器等を發見せしは、枚擧に暇あらず、大抵は一部、若くは鐵碇の一片と認むべき鐵片、往々漁網に入ることありと。○英人コサクス日記、一六一九年一月七日、唐津領名護屋 Langway in Cintes を出て、風にあひ、平戸へ七リーグの地なる、Awoe に寄船したる事見ゆ、阿翁埼か、青島か。

關東評定傳云、弘安四年七月、大元賊徒、自宋朝高麗、數千艘寄來、數日□海上、而後群集肥前國鷹島之邊、同三十日夜、閏七月一日大風、賊船悉□□、破壞海陸之間、云々。○伏敵編又云、弘安四年六月、元軍壹岐を當ひ、六月六日博多を侵し志を得ず、都督阿剌罕途にして病に罹る、左丞相阿塔海之に代る、而て范文虎の一軍期に後れ未た至らず、賊の軍中大に疲し、死者數千人、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十餘萬を以て至り、肥筑海上舳艫相銜む、我軍防戰怠らず、招討使忽都思等を斷る、賊累に利を失ひ、又高垣に障へられて進むこと克はず、乃ち移て肥前鷹島に據る、閏七月一日、夜颶風大に起り、海水簸蕩して賊船覆沒破壞し、左副都元帥阿剌帖木兒以下溺死無算、忻都、茶丘等皆遁れ、范文虎は張禧と共に平戸より逃る、少貳景資、島津久經、比志島時範等、殘賊を鷹島に擒擊し、七日に至り戰止む、元軍死者十萬餘人、高麗七千餘人。

武雄社文書、肥前國御家人、黑尾社大宮司藤原資門謹言上、弘安四年異國合戰事、右異賊襲來之時、於千崎息（チサキノオキ）乘移賊船、資門被疵、生虜一人、分取一人了、將又攻上鷹島棟原、致合戰忠之刻、生虜二人了、言上如件、永仁四年八月。○薩藩舊記、薩摩國御家人、比志島五郎二郎時範謹言上、欲早依合戰忠勤預御注進子細事、去年六月二十九日、蒙古人之賊船、數千餘艘、襲來壹岐島時、時範相具舍兄河田右衞門尉盛資、渡向彼島、令防戰事、大炊亮殿御證狀分明也、次七月七日、鷹島合戰之時、自陸地馳向事、以同前、爰時範、依合戰之忠勤、爲預御注進、粗言上如件。○癸辛雜識云、至元十八年、大軍征日本、船軍已至竹島、與其太宰府甚邇、方翼舍、翼日分路以入、夜半忽大風暴作、諸船皆擊撞而碎、四千餘舟、所存二百而已、全軍十五萬人、歸者不能五之一、凡棄糧五十萬斛、衣甲器械稱是、是夕之風、木大數圍者、皆拔、或中折、蓋天意也、李尚書仲史、目擊而言。

（五龍山）

五龍（ゴリユウザン）山は元史に見ゆる島名なるが、蓋亦此鷹島（癸辛雜識の竹島（タカシマ））を指せるのみ。○伏敵編云、□稱日本傳五龍山鷹島也、在筑前、□官集曰金海、指□曰見海、即是明太祖曰元之艨艟□於此海、亦指此地、謂□海□也、謂五龍山者大誤、蓋五广、龍□、山島之訛也」とあり、元史「官軍六月入海、七月至平壺島（張禧傳、平湖島に作る即ち平戸なり）移五龍山」筑前續志畧に「志賀島稱小呂島大嶽島とも書けり、海東諸國記於路と記たり、西浦より亥方十三里、海中にあり、島の周り二十六町、元史に九月至平壺山、移五龍山と云へる五龍山は、即ち小呂島ならん、五龍山は□音をろに近し、又□□海なと見えたり」云々、志畧の說恐くは龍蛇等の字面に拘はりて、謬論を下せしならん。

青島（アヲ）

（南島）（津埼）

鷹島の西二海里なる小島なり、古名南島（ミナミ）と云へりと、今此二島間を、青島水道と呼ひ、青島の南角と星鹿半島間の狹隘を津埼（ツサキ）水道と呼ぶ、津埼は古名千崎（チサキ）の訛なるべし。蒙古寇紀にいはく「南島在鷹島南、今稱青島者即是也、蓋此島在鷹島之後島、以在本島之南、故曰南島、今稱其所□稱田浦岬、曰南御前、乃古名之存于今也、千崎在南島之南、星鹿古城址之西北隅、實沿海地、而非島也、然洋中望之、鷹島、南島、千崎、並皆相追排列、□□錯雜其裾底、是以概加之以島名耳」云々。

福島（フク）

今福島村と云ふ、伊萬里灣中の大島にして、面積一方里許、其形狀頗奇怪なり、鷹島は更に福島の西北に横たふ。

今福（イマフク）

今今福村と云ふ、山代村の北にして、小灣を有す、北面して志佐灣に通る、東北の岬角□□は伊萬里

内海と志佐灣を分界す。○今福山は東北福島山と相望み、並に石炭坑あり。

松浦伯爵家傳云、六世公豫は始て肥前國松浦郡宗古屋に居る、内舍人に補し次郎大夫と稱す、七世泰は瀧口源次と稱す、八世新は本郡宇野御厨檢校と爲り、延久元年西下し、大夫判官と稱す、松浦彼杵二郡及び壹岐を領し、肥前今福の堀谷に居る、因て根葉を以て徽章とす、墓は今福苑陵寺に在り、後世今福、鷹島、御厨、大崎等に其祠を立て、今宮明神と崇む、九世直は源太郎と稱す、其子をば峯五郎披とす。

志佐 今志佐、上志佐、調川の三村に分る、西湖を背にし、海水を前にす、此小港は鷹島青島及び津埼等に環繞せられ、伊萬里灣中の一支灣也、志佐驛は平戸の東五里、唐津の西北六里。○海東諸國記に「下松浦志佐壹岐守源義」の名あり、是は平戸色主肥前守源義と同人ならん、松浦氏初め此に居りしにや。

御厨（宇野） 今御厨村星鹿村と云ふ、志佐村の西なり舊名宇野御厨と號す、國牛十圖に、御厨牛、以肥前國宇野御厨貢牛、稱之、角ながく骨ふとく、皮肉あつく、またおほかた牛大きなり、中古の名牛おほくこれに在りと述ぶ、延喜式に肥前國櫏野牧と云名あり、櫏字其訓を知らず、宇野にあらずや。

（峯） 海東諸國記、丁丑年、遣使來朝、書稱肥前州下松浦、三栗野太守源朝、約歲遣一船、小二殿管下、有麾下兵、居三栗野、（また武備志圖書編等には美吉里に作る）三栗野は又美栗屋にも作る。峯は御厨の一地名と云ふ、松浦黨に峯氏あり、後平戸へ移る、正慶亂離志「二年三月十八日、平戸峯源藤五不參博多之間、被尋之間、去々年預置、大山寺々務律僧覺慧を相具て、閏二月十七日京上云々、仍爲檢見、自守護御代官被下使者」とある藤五は、平戸松浦系圖の十四世答か、もしくは十五世定にあたるごとし、十世五郎披初めて峰に居り峰五郎と稱し、其子持の時平戸へ移ると傳ふ。

千崎（星鹿） 今津埼、又地埼と云ふ、御厨村の北なる星鹿半島の北端を指す、弘安四年閏七月、蒙古賊船を此に擊殺したり。○五條文書、筑後國木小屋郷領、香西小太郎度景申、弘安四年閏七月五日、於肥前國御厨千崎海上、蒙古合戰、賊船三艘內、追懸大船、致合戰、乘移賊船、度景令分取候、弘安七年四月十二日、景資判　神山四郎殿」。

佐里 今詳ならず、牛牧の在りし地と云ふに據れば、宇野に非ずや。東鑑、寬元三年、松浦執行源授、上野入道日阿所領守護也、是與鎌田五郎源馴、就肥前國松浦庄西郷內佐里村壹岐田牛牧等、相論云々。

田平 今田平、南田平の二村と爲る、御厨の西にして、平戸海峽の東側に在り、田平は或は多比良に作る。中世松浦黨の一家此に居り、田平氏と稱す、永享六年の松浦黨一味連署に、田平弘見ゆ。○神祇志料云、宗形天神、田平村に在り（神名帳考證佐賀縣神社調）貞觀十三年、宗形天神に從五位下を授け、十五年從五位上を加ふ。

（三代實錄）

釜田浦 田平村の北岸なり、千崎の西南四海里。○水路志云、釜田浦は平戸海峽口の東二海里にあり、前面に横島ありて保障となす、横島は低濶の砂嘴の一頭に依て陸地と連接す、此浦は平戸海峽に來り潮候等に會するか、又は潮待のためには便利の假泊港にして、其陸地も亦田助港に優れり。

日之浦（籠手田） 南田平村大字小手田に屬す、平戸海峽東側の一部落にして、陸岸より平戸の島地に通する渡口なり。小手田は又籠手田に作り、平戸松浦の一門に、籠手田氏あり。海東諸國記云、少弼弘、丁丑年、遣使來朝、書稱肥前州田平寓鎭、源朝臣彈正少弼、約歲遣一二船、有麾下兵、○大要管內志云、田平に彌勒寺あり、是は頭乘に代格の「應令常住肥前國松浦郡彌勒寺、知講僧五人事、右得太宰府解偁、去天平十七年符、件寺始置僧廿口、施入水田卅町、自爾以來年代遠遠、緇徒死盡、田寺空存、修□跡絕、望請省度者五人、令修治彼寺」云々とあるにあたる。（今按この彌勒寺は鏡宮廣嚴社の供奉なり、大村の無怒寺に同しかるべし、不審）

（彌勒寺）

江迎 今江迎村と曰ふ、田平の南なる山村なり、江迎の西に鹿町浦あり、平戸海峽の東側にあたる。

佐佐 今佐々、小佐々の二村に分る、江迎の南にして、山海間の作村なり、佐々浦は九十九島（相浦）の北に接す、佐々谷は相神浦谷と同しく西嶽の山中に屬し、吉井世知原の二村あり。○中世松浦黨の一家之に居り、佐々氏と云ふ、永享六年、松浦黨一味連署に佐々存せり有馬貫純が松浦黨を伐ち、佐々城を陷ると云ふも、此地の事ならん。

黑島 佐々浦の西南五海里許に在り、平戸海峽の南口に横たはり、志自岐埼の東八海里、今黑島村と云ふ。東西一里、南北八町、黑島の東方陸岸、相浦佐々浦より鹿町浦まで、南北十餘海里の間、岩嶼岬角、星羅碁布、横出旁列、奇麗を極む。

平戸島（安滿嶽） 下松浦西岸の大島にして、大約南北八里、東西二里半、舊名庇羅と曰ふ、元明の書に平遠、飛鸞島に作る、斎は峯の誤なり。此島、今一町七村に分れ、其平戸町は舊松浦氏の城邑たり、島の北岸に生月、的山井に度の三屬島あり。○水路志云、平戸島は北東南西の長さ十七海里半、東側の北部に名邑平戸あり、其他街八部落ありて、人口すべて一萬二千餘、一大島なり、島岸は一般に斷岸にして、諸山樹木多し、本島の最高山を安滿嶽と云ふ、西岸北部の一角白埼の東に聳立す、其高さ一七九〇呎、頂上に至るまで森林密茂す、此山脈起

伏在島に亘り、其南側中折して數灣をなす、本島の北角ツバ瀬埼より、平背なる長斜坡あり、高聳して雙頂をなす、之を白嶽と曰ふ、島の南角志自岐埼の上に一山あり、志自岐山（一一三六呎）と曰ふ、頗險峻にして、滿山樹木繁茂す、而して南方より望むときは特に顯著なり、皆海上の好陸標とす。（平戸の高峰、安滿、白嶽、有借都、屏風、志々伎の五所、皆に烽火山とぞ）

元史云、至元十一年、舟師二萬、渡海征日本、拔對馬一岐、宜蠻等島、十八年、舟師渡海、期至日本、一岐平戸等島、合兵登岸、兵未交、秋八月、風壞舟而還、又云、今年三月、有日本船、爲風水漂至者、令其水工、畫地圖、因見近太宰府西、有平戸島者、周圍皆水、可屯軍船、又云、敗卒歸言、官軍六月入海、七月至平壺島、移五龍山、八月一日風破舟、云々（ここに宜蠻と云ふは詳ならず、異稱日本傳に宜飛音通、蓋恐岐之誤にして、平戸に同じと云ふ、平壺は平戸に同じ、戸壺音通、またツボとト又相近し）

送人之平戸　　佩川

祖水春風動柳條、殘山赴海去程遙、仙舟縹緲飛鸞島、明月何邊弄玉簫、

庇羅鄉

（庇羅島）（上近郡）

和名抄、松浦郡庇羅鄉。○今の平戸島是なり、其平戸と云ふは、庇羅島の渡口の邑名、庇羅津轉じて本島の總名と爲れるならん、其證は日本後紀「延暦二十四年、太宰府言、遣唐使第三船、發自肥前國松浦郡庇良島、指遠値賀島、忽遭南風、漂着孤島、船居破損、沈水流遊、判官三棟今嗣等、脱身就岸」と載せたり。○又貞觀十八年庇羅鄉を上近郡と爲し、下近郡と共に建てゝ値賀島と爲したり、然れども此制久しからずして罷められしにや、後世に其制を傳へず、（値賀島參考）又延喜式、肥前國庇羅馬牧あり、其時放牧の場を置かれしと見ゆ。

平戸海峽

（雷瀬戸）

平戸島の東水道を云ふ、舊名雷瀬戸と曰へり、其北部最狹隘にして、海潮奔騰航客の畏るゝ所なり。○水路志云、平戸の東海峽は障界無礙なれど、正當の注意と判斷を以てするにあらざれば安泰ならず、又帆船は勁風を利するにあらざれば通過するを得ず、假令此風あるも、海峽を直吹するに非ざれば尙通行し難し、海峽北部二海里間は濶さ三鏈、其可航水道は僅に一鏈四分一に過ぎざるの處二所ありて、此二所は海底凸凹にして、海流強く、常に小旋渦を生ず、船舶の安全を保するに足るべき最良の操舵を片時も欠く能はざらしむ、朔望に於ける潮流は、大強力を以て、平戸海峽北部の狹水道を經て流走す、又大潮に於ては、漲潮流は海岸に平行して北に向ひ、落潮流は南に向ひ、其速一節半、而して海峽内に於ては、其速力は二節乃至五節なり。

平壺島　　高橋　煙波

雷峯雷聲浪轉平、出沒青山不識名、且喜海城看漸近、隔林烟靄轉分明、

平戸

今平戸町平戸村の二に分つ、人口合一萬三千、本島の北部にして、平戸海峽の最隘處に臨み、西方には別に薄香灣あり。平戸市街、小澳二所あり、黑子島は北澳の前面に横たはり、海峽の中流砥柱たり、海峽通過の船舶は、黑子島の東を航馳するを常とす。○平戸より陸岸南田平村日之浦に至る水程二十町、雷瀬戸と云ふ、（日之浦より伊萬里へ十里、又佐世保へ八里餘とす）長崎に至る五十四海里。

平戸城址

松浦氏累世の墟なり、近代、肥前守鎭信（式部卿法印宗靜）以降七萬石（分家一萬石）下松浦并に一岐を領有したり。此家は松葉峰五郎披の子、彌五郎持平戸に移り、平戸松浦の祖と爲る、平戸是より下松浦の貫首と爲れるごとし、元弘の亂に峰藤五勸王す、即平戸の貫首十四世著（若くは定）ならん、正慶二年鎭西志云「院宣六通、大友、筑州、菊池、平戸、日田、三原、いと云々」當時已に九州の豪族なりしを知るべし。松浦家傳云、十世披五郎と稱す、宇野御廚の莊に居る、建久二年、頼源朝下文を賜り、御廚莊の地頭に補す、十一世持、彌五郎と稱す、今平戸島北の西館山に居る、後世其祠を白平浦手田に建てて、照山權現と云ふは即公也、十二世繁は平戸源三郎と稱す、十三世湛、十四世答、十五世定、定は世に鬼八郎と呼ばれ、頗武勇の名あり、延元の亂に勤王、初めて肥前守に補せられ、後世祠して若宮明神と云ふ者是也、十六世勝は足利將軍に屬し、肥前守に補せられ、遠見嶽に城く（此公蓋中興の祖にして、盛興と謚す）十七世理、十八世直、十九世勝、二十世芳、二十一世義、二十二世源（後豐久と改む）二十三世正、後弘定と改む、其兄弟元は同族峰弘の家を嗣ぐ）二十四世興信、二十五世隆信（法名道可）の時、豐太閤海内を蕩平す、二十六世は即法印殿鎭信なり。

海東諸國記に「源義、丙子年、始遣使來朝、書稱肥前國平戸寓鎭、肥前太守源義、受圖書、約歲遣一船、少弼弘弟、有隴下兵、居平戸」、源豐久「辛卯年、遣使來朝、書稱平戸寓鎭、肥州太守源豐久、先父義松、已丑春逝去、又從義松所受圖書、而請新、今乃從之」また「嘉吉九年辛酉、大臣赤松作亂、國王徴兵諸州、小二殿不至、國王命大内殿討之、少貳兵敗、奔肥前州平戸源義所居、尋投對馬」云々。また古簡あり、

書替條々

一就公私、自今以後、可爲一味同心候

一此人數、對他所、自然時者、如身上、各々可致奔走候

一此人數、一揆中仁子細候者、任理非、可致了簡候、如此申定候上者、所務雜務前、學可申談候、若此條僞申候者、

八幡大菩薩御罰可罷蒙候、

永享八年丙辰十二月廿九日

木下 健　加藤景明　田平 弘

一部 理　加藤景貞　沖吉 治

大島 湛　佐々 存　肥前守義

平戸は弘安四年蒙古船艦の翳へる所にして、古來西肥の要津、外國往來の門戸也、慶長中、和蘭人平戸に至り交易を始め、遂に地界を劃し之に居る、以て寬永十五年に至る、明國の人亦來寓したりしが、共に長崎に移さる。○史學雜誌云、和蘭人の平戸に來るや、貿易繁榮しければ、慶長七年石を以て三層の館舍を造る、寬永十五年三月、天草騷亂の鎭定するや、監軍松平信綱は歸路平戸に次し、偶和蘭商館の華麗にして、其搆造城廓に類するを以て、我國制に悖ると稱し、館主に命し之を毀たしめ、交易所を長崎に移す。外交志稿云、慶長より寬永の比、蘭人來て平戸に寓する者、多く妻子を携帶し、其居巨大を極め、一城廓の如し、寬永十五年、松平伊豆守信綱後難を慮り、申令して遂に其居を廢し、長崎出島に移す、出島はもと葡國人の寓所にして、之を南蠻館と稱せり。菅沼貞風商業史云、天文十九年、葡人平戸に來り交易を始む、是れ實に支那海賊五峯王直の導ける所とす、大曲記曰「平戸津へ大唐より五峯と申人罷着て、今の印山寺屋敷に、唐様に屋形を立て居住申ければ、夫をとりでにして大唐の商船たえず、剩へ南蠻の黑船とて、始て平戸津へ罷着ければ、珍物年々滿々と來候間、京堺の商人諸國皆集り候間、西の都とぞ申ける」此景狀は二十年にわたり、又布敎の狀は西敎史に詳に見ゆるが、大曲記には「南蠻船より切支丹傳渡り、平戸にもエキレンシヤとて寺を立けり、御親類衆に籠手田兵部少輔殿兄弟御成候、仁去道可樣は神國の仔細を思召し、信仰せられず候」とありて、永祿四年、天門(テンモン)寺(切支丹寺)修理の事も其說のこれり、一書云、永祿七年、天門寺創始。

(天門寺址)

日本西敎史云、平戸の國主タカノンボがサヴヰー師を招きしは、西曆一五五六也、ヌゲー師之に代り平戸に赴きしに、恰も平戸貴族十三家反亂の餘燼未た全く消せざる時なれど、國主太だ歸依の心深く、タクイキスキの二島千四百人の民も二月にして皆天敎に歸し、所在の佛寺を毀ち、其跡に十字架を立てぬ、平戸の信徒千三百人は、佛堂三所を改め天主堂と爲し、又市外の丘上に十字架を建てたり、爰に日本殉敎の嚆矢とも謂ふべき婦女の迫害さへありき、而るに幾もなく敎師豐後國へ赴く、云々。○江漢西遊旅譚云、昔は和蘭及イギリスなど、平戸に船を着けしとぞ、園の塀今にも石を疊て、チヤンを塗ると云、市街の橋石を以て作くる事長崎の如し、昔西洋の人作りたる、今に有、十一月廿三日、冬至にて寺々の開基支那僧なる故に、今に此日を祀、その習俗家におよび、僧等揭祝ふとぞ。○諸書を參考するに、葡萄牙西班牙の二國船已に敗れて、阿蘭陀英吉利の二國船之に代る、是れ卽慶長二年(西曆一五九七)とす、是歲蘭船肥後國佐敷浦に入りしが、松浦法印殿の招により平戸に至る事、崎陽界誌記に明かなり、是より寬永十七年迄、平戸を以て西洋人の交易場とは定められぬ、(耶蘇天誅記、谷村友山覺書、長崎夜話等に諳厄利亞(インヤリア)商天正八年より平戸に貿易すとあるは、西班牙を誤りたるなり)殊に慶長十四年には、松浦津(平戸)を以て交易市とする由の朱印狀を、江戸幕府より發布せらる、是歲平戸に蘭人の館舍を起すあり、其泊舟の地を河內浦とす、十八年、英吉利船至る、(此始末コツクス日記に詳なり)之より蘭英の二商相競ひ、元和中に於て盛甚し、(當時の開港は平戸長崎二所なり)元和七年、英人屈折し自ら退去す、其事谷村友山覺書に見ゆ、コツクス日記には西曆一六二三まで、平戸在留の事見ゆ。渡海朱印帳には、慶長九年河知安南へ松浦法印船、順化へ平戸助大夫、東蒲塞へ平戸傳助など見ゆるは、此地の商船の出航遠買を力めたる一斑を擧げたるものなり。

平戸の觀音院の地內に鐘あり、支那より渡ると云ふ、播州尾上の鐘と同物にて、天人と樂器の形を鑄、下帶にも天人の模樣あり、其傍に佛堂ありて、俗に小松內大臣重盛の觀音と云ふ、又阿部宗任の塚と傳ふるものあり、彼鐘の銘に

聖護院御願所、平戸島觀音院、奉施入鐘一口、應永十二年、未十二月日

と彫てあり。(西遊旅譚)

允澎入唐記云、(寶德三年十月)二十八日、至攝州兵庫、寓永福道場、十一月九日、夜半有東風、船出兵庫、十四日、至備後尾道、留二旬、十二月十一日、至赤間關、居永福寺、寺前滿海一里、乃豐前文字關、一作門司、壬申正月五日、船至博多、就妙樂寺、八月十一日、一號船出掛于志賀島、十九日、二號船三號船、同至志賀、禮文殊大士、廿三日、解發、三十里至平戸島、居滿福道場。

薄香(ウスカ)灣

平戸町の西、生月(イキツキ)瀨戸の東側に在る港灣なり、好錨地と稱す。水路志云、平戸島北端の西側に一灣あり、灣內二區に分かる、其北區は薄香灣にして、平均半里の幅を以て、灣口より東方に二里の間灣入し、灣內能く各方の風を屛障す、水深二十八尋乃至八尋、泥底なり、此灣は南側に薄香浦と稱する一村落あり、其前面は淺水の一小澳にして、田原島と稱する一半島斗出す、鹿子島は灣首の中央、距濱四鏈の處にある一小嶼なり、五貫島は鹿子島の西南西半里の處にあり、薄香灣內、鹿子島々灣首との間なる、水深十二尋乃至十三尋泥底の處は好錨地なり、江袋(エブクロ)浦は薄香の南隣にある一支灣にして、三鏈半乃至七鏈の幅を以て、南方に灣入し、灣內各處錨搔き善く、凡濱岸接近の處も一般に水深し、而して岸の

(江袋浦)

四周は充分に陸地に圍繞せらる、又云、津吉灣は灣口の闊さは僅に一鏈半に過ぎざるも、阻碍なく且入り易し、故に最良の錨地と爲す、艦船は後方より此灣水道の中央を經過して、灣首に向ひ水深十五尋乃至十尋(泥底)の處に進入し、便宜投錨し得可し。

田助浦(タスケ)　今平戸村と云ふ、平戸町の北にして、白嶽の半島地に在り、小湖其東に在り、平戸海峽北口の避泊所なり。○水路志云、田助港は平戸島北角、獅埼の南一海里餘の處にある小港にして、其口にハゲ島と稱する一小岩嶼を控へ、港岸險峻にして、中央の水深四尋乃至六尋なり、然れども此港は長二鏈半幅一鏈半に過ぎず、大船を容れ難し。○西遊旅譚云、平戸城下より一里北の方、白嶽あり、行路坂を上り山に入、柴生して樹なし、牧馬を放、白嶽絶頂より大島宅島(タク)眼下に見、遥に壹岐見える、猶遠く對馬有、西北遠に朝鮮國常に不見、北より東の方斑島(マダラ)唐津の御地也、西の方日本の地なし、支那海なり、夫より嶽を下り田助浦に至る、長崎より下關の方へ渡るに、船をかける港なり。

(白嶽)

河内浦(カハチ)　今中野(ナカノ)村と云ふ、平戸市街の西南一里半、平戸海峽の西側に在り、浦中に錨泊の適地あり、其沿濱は古俗千里濱と稱す。○史學雜誌云、平戸の西南、丘陵起伏、灣濱屈曲するあたりに、白砂青松の地あり、所謂千里(センリ)が濱これなり、此濱に沿ひ西に入りたる一灣は、昔蘭船を泊したる河内浦なり、其附近なる梅が谷(ヤツ)山社には、巨大なる歐洲製の錨ありて存す、千里が濱の中央に一大石碑あり、鄭成功の爲めに、寛永年中建る所なり。明延平郡王、鄭將軍成功、初名森、字大木、小字福松、其父芝龍、福建安南人、以慶長壬子、來我邦、寓府下、見、聞以外國事、命館長崎、遂從我平戸河内浦、娶土人田川氏女、慶誘藩士家、學習刀技、既而田川氏娠、一日出游千里濱、拾文貝、俄爾分娩、不暇還家、乃就濱内巨石以誕、是爲成功、寛永元年七月也、土人今猶名其石、曰兒誕石、田川氏復生一男、其後留妻及兒、還往來外國、稱平戸老一官、云々、(碑文中の一節なり)

(千里濱)

紐差(ヒモサシ)　今紐差村と云ふ、河内浦の西南に隣れる一邑にして、安滿嶽の東南麓とす、二瀬あり、木ヶ津浦、寶龜浦と云ふ、並に平戸海峽の西側に屬る、紐差の西に有福舘浦あり。

志志伎(シシキ)　今志々伎村と云ふ、平戸島南端の邑なり、邑南の港灣あり、西に向ひ開く、及志々伎埼あり、志々伎村、平戸の南七里。風土記に景行天皇志式宮(シシキ)より、値嘉島を望み給ふこと見ゆ。

志々伎神社(シシキ)　延喜式、松浦郡所載の一祀なり、相傳ふ、日本武尊の兒十城別王(トヲキ)を祭ると、何の謂たるを知らず。風土記に、景行帝志式宮に御宮のこと見ゆれば、其上古より祭られし名祀ならん。(神祇志料云、志志伎神社、今平戸島の南端なる志自岐村宮之浦にあり、(續[illegible]、平戸島考、神名帳考、志々伎神社復古始末略記)傳云ふ、稚武士の祖十城別王を祀る、(神名帳頭註土人傳說)下松浦明神即是也(和漢三才圖會)○伏敵編云、東國通鑑、忠烈王七年、五月、忻都、茶丘等以舟師、征日本、諸軍向一岐島、殺軍一百十三人、梢工三十六人、遭風失其所之、漕郎將柳庇告于元」今按、松浦郡志々岐神社大宮司源丞家が弘安七年十一月の上疏に曰く「弘安四年蒙古國凶賊襲來之間、要害津々先着松浦郡海邊之上、抽前一劫於當社神前令顚倒畢、是異賊退散之表示也、結局依暴風、於當郡鷹島、賊船令破滅畢、併吾神警之所致也」とあるは、此事を指すものならん。

(志式宮址)

志自岐埼(シジキ)　是は平戸島極南の險峻角にして、角上に志自岐山の尖峰屹立す、其高さは一一六三呎にして、最認め易し、又此埼の西方側には數島嶼あり、附近は常に激湍ありて、西方若干距離の處に及ぶ。(水路志)

志々岐浦(シシキ)　此灣、平戸島の南端にあり、[illegible]十七尋の處より、漸減して五尋となる、此灣口[illegible]灣頭、下宮濱に一嶼あり、此灣は北西に開き、冬季は強烈なる北西風の直に灣内に滾入すと云、然れども其他の風は充分に避け得可し、灣首の北隅におては、最強の風と雖此まで達せず、故に錨具を不傷せる船は、入りて以て強烈の偏西風を避け得可し、但底質は岩石にして錨掻き甚良からずと云、凡平戸島西面の外側を航行するに際し、天氣不穩にして偏西風起るの兆あるときは、此灣に入りて好天候を待つを常とす。(水路志)

糸屋浦(イトヤ)　此灣、志々伎浦の北東約二里半にあり、此灣口の北側に高五十八呎の一嶼あり、此嶼の東方は外見上北面より西に至る間の強風を避く外、好錨泊地たるが如しと云、灣首に中津良村あり。(水路志)

生月瀬戸(イキツキ)　平戸島の北部西側と、生月島の間にして、下松浦洋より度島の南を過ぎ、西南に方針を轉じ、此瀬戸に入る。○水路志云、生月瀬戸は生月島の南東角、立石埼と平戸島の白埼との間にあり、船舶は平戸海峽よりも此瀬戸を取るもの多し、其中央の水深は十一尋ありと雖、立石埼は低く且遠淺にして、距岸一鏈の處に二莖灘あるを以て、此瀬戸を通過するものは、宜く平戸島岸に偏して航す可し。

生月島(イキツキ)　又生屬に作る、平戸島の西北に在り、南北八十町、東西十八町、今生月村と云ひ、戸數一千四百、山峯高からず、其東面の沙灣を一部浦と稱す、下松浦黨に一部氏あるは、此土[illegible]なりき。延喜式に、肥前國生屬馬牧と載す、即本島を指せり、續後紀「承和十八年、太宰府飛驛上奏、遣唐大使藤原常嗣朝臣等、率七隻船、到着肥前國松浦郡生屬島」云々、また海東諸國記「丁亥年、源義、遣使來賀觀音現像、書稱肥前州下松浦、一岐津崎太守源義、有庵下兵」。

(生屬島)

産業事蹟云、九州地方の捕鯨業は、從來平戸大村五島の三藩にて、其著名のものを擧ぐれば、生月の益富氏・呼子の中尾氏、壹岐の土井氏、松島の松島氏、五島有川の江口氏等にして、就中益富を以て最も盛大なりとす、方今の捕鯨場は東松浦郡の小川島、小松浦郡の生月、平戸、南松浦郡の有川、魚の目、壹岐の勝本等にして、其外出組の地は五島坂部、黄島、姫島等なり、益富又右衛門始め生月島字黒木に住す、故に黒木を稱す、享保十年、初めて突組の業を生月岬の地に開き、後元文四年に至り、網組を起す、爾來業を子孫に傳へ、明治九年之を平戸海產社へ讓り渡せり。

觀捕鯨行　佩川

久聞南蠻西戎大野叉、克擊噬虎之獅子與吞象之蛇、又聞北溟東洋宍悍客、能暴戮陸之鼇與吞舟鯨、心飛魂蕩幾年時、始觀海豆鯢捕鯨之一奇、雲夢八九踏澤耳、十洲影絕碧無涯、候得腥風吹自北、鼠候威力渾天地、陣々倒衝青天雨、銀山層樂鐵山來、怪底鯤化鵬將擊、天吳水仙紛交馳、艘海(舟名)網羅天來大、設施幾重左右會、擲空鏢利(矛名)如雨氷、山河崩何洴澼、就中一箇手劍索、突入不測穿頷鬍、拘驪搏蛟只尋常、輸箇勇功寶卓落、君不見明季毛文龍、皮島支敵任折衝、又不見韓海李舜臣、奮勇血戰竟投身、韓海皮島亦不遠、想見潮波猶赤渾、矛在脊兮血淋漓、快刷鼻掠古鬼返、呼呼萬歲浦上巔、歐中躍鼓舟叩舷、幾基轆轤奔巨纜、横海魚王就制牽、屠手蒼遍燕雀士、百千附曬似蟻蟻、飛來喋肉亦瑞斎、觀者墻立穿汀沚、輾皮鋸骨無全牛、腸胃肉骨種々鬻、尾刷鬣羽百韓鵰、爲典海濱劍菱酒、鯨戸償十九艘舫、咄滿地残骨剩賦無人爭、安得才如漢陳平、分諸四方驛發雲之笞擧生、與含蘂茹菽之窮氓、

鯨を網にて捕るに、網は繩にてつくる、浮木を附て幕の如し、海中に張置、その張たる網の方へ〳〵と鯨をおふ、網は七八百間も海底に張、所々網を十間二十間に繋置、くぢらその網にふるるときは、繼たる所より切れて鯨の頭に冠る、因て鯨はしれども勞る故に、舟近き易し、矛は鯨の脊に舟を乘かけざれば打ことあたはず、矛に綱有故に舟一艘を引く、又一艘の舟來て矛をうてば二艘を引、追々來て投打ば舟數をひく、つひに鯨はしる事遲し、(西遊旅譚)沖場親父と云ふは、是れ即戰時の軍監と等しく、賞罰の係る大切の役なるを以て、熟練したるもの之を掌れり、偖其鯨の魚網際に近寄りたるとき、勢子船にて圍繞し嚴しく之を追ひ、其網に縮るを見るや、持雙波座士若くは付け子(波座士見習)海刀を操て船頭に立ち、鯨の浮沈と其呼吸を計り乘すべきの機を見て海中に投入す、於是付け子は直に勇鯨に泳ぎ付き、先づ刀を以て已れの手掛りとなるべき所を便付け、其切り口に取付き、潮吹の傍なる鼻先を切るなり、此際鯨は數十尋の海中を浮沈するも、付け子は切り畢る迄少しも鯨身を離れず、故に時としては呼吸の殆ど盡きんとするとあり、此場合に於ては海刀の背を我か鼻先に當て鯨と共に走るときは、潮爲めに左右に分れ、一時の呼吸をなし得ると云ふ、其危險なる實に譬ふ可きものなし、既に切り畢れば、即鯨身を離れ船に歸る、是に於て他の波座士(持雙波座士)太綱を携へ又海中に入り鯨に取付き、先きに切りたる鼻に彼の太綱を括り、其一端を船に繫け之を鼻綱と云ふ、既に鼻綱を付け畢れは、勢子船は圍繞して萬銛を發射す。(捕鯨叢考)

生月の島峯は、亦平戸と同しく、猾火山なり、西遊旅譚曰、生月島の笠子嶽(サヤカダケ)は登二十町、絕頂に魚見の番屋あり、番人の曰く一年兩三度、西の方暮色國を見る、即支那の地なりと、此島の海中より龍の天に昇事あり、其昇んとするとき、海波雲珠の如く捲あがり、天よりは黒雲降、其尖波をはなるといへど、波高くなり次第に天上する時、鱏(エイ)といへる魚の尾の如きもの雲の中よりさがる、即龍の尾なり、故に此島のもの龍の昇を見て、鱏の尾と云、鮪漁を見る、鮪は冬月山々の岸をむれてきたる故に、山の腰に網を布、一網に二三百貳四五百、大漁のときは千も入よし。

度島(タク)

今平戸島の平戸島に屬す、戸數二百、鏡埼の北二海里に在り。○水路志云、度島は的山大島の南一海里、島内適度の高さを有する圓形諸峰ありて、其側面は何れも不毛なる滑岩なり、度島の南に子嶼及隱岩ありて、七鏈半の處迄擴延し、其盡端にあるを横島と云、横島と平戸島との間の航門は、已知の危險なし、又度島と的山大島との間の水道も障礙なし。

蕃薇草に「平戸之西爲五島、北爲多藝、爲伊岐、極北則對馬島、諸島皆有酋長」この多藝詳ならず、圖書編の日本國圖には五島の北、對馬の西に多藝州を畫き、二郡を領すと注せり、今平戸の北に多久小豆の二島あり、之に當るごとし、多藝は多久の訛とも謂ふべし、海東諸國記に、上松浦多久とあり疑ふべし。海東諸國記云「源宗傳、戊子年、遣使來朝、書稱肥前州上松浦、多久豐前守源宗傳、以宗貞國接待、居多久、有麾下兵」。

的山大島(アヅチオホ)

又小豆(アヅキ)島と云ふ、今大島(オホシマ)村と稱す、平戸の北に在り、東西二里、南北十町餘、戸數八百、東は下松松浦に臨み、北は壹岐海峽を控す。○水路志云、的山大島は平戸海峽の北方約五海里にある一大島にして、其北東及南西の兩側に、各深入灣あり、其後者を的山(アヅチ)浦といふ、島中の最頂は高七二〇呎にして、宇戸(ウト)岳と稱し、(猾火山と云ふ)島の北端に位し、南方より玄海灘に至る時の好目標たり、此島は諸山嶺にいたるまで耕田となり、其海濱は總て斷岸なり、的山浦は島の南側にある大灣にて、水深過度の不便を除く外、よく各方の

風を保險するに安全の錨地なり。

史學雜誌云、松浦黨海賊船の事、小豆大島氏の古文書あり、徵據に足る、「肥前國御家人大島次郞通綱、子息又次郞通淸、同舍弟地頭九由、當國宇野御厨内、大島地頭職、豈被非違所海夫等本司職、任亡夫譲狀、可給安堵御下文由事、申狀如斯、所申無相違哉、爲當知行、可被辨申之旨、被仰下候也、恐々謹言、文永七年九月、沙彌乙營、(華押)謹上太宰少貳殿」、かく此家は先祖以來幕府の御家人に列し、地頭職を世襲すれば其身分の賤しからざるを知る可し、又被非違所海夫等の司職を兼知せりと見ゆ、滿濟准后日記には「永享六年正月、被仰唐船來朝時警固事、四國海賊共、井備後海賊等、各相向小豆島邊、壹岐對馬者共、不致狼藉樣、能々令警固、可令着岸候」、云々、

渡唐船警固事、早相觸津々浦々、上下無煩之樣、嚴密可被致其沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明七年十月八日　加賀守

大和守(飯尾氏唐船奉行)

肥州小豆大島殿

この大島氏は、歷世肥前國松浦郡大島を領し、其後今來島と稱するも、猶文書數十通を藏せり。

(大家島)

大乘院雜事記、文明五年條云、渡唐船の事、春は肥前國大島小豆島より船出之、五十里南也、秋は同國五島の島より船出之、五十里北也、其故は自八月至二月北風、自三月至七月南風なり、秋の風を野分ともかりわたしともいふ。○太宰管内志云、小豆大島は海東諸國記の圖にも見えたり、蒲崎宮觀應二年古文書に、松浦小豆彌五郞とあるは此島人なるべし、風土記の大家(オホヤ)島は卽此歟、海東諸國記云「小豆大島、指岐毛都伊浦、源貞、丁亥遣使、書稱肥前州下松浦大島太守」、風土記に「松浦郡大家島、在郡西、昔者纒向日代宮御宇天皇、巡幸之時、此村有土蜘蛛、名曰大身、恒拒皇命、不肯降服、天皇勅命誅滅、自爾以來、白水郎等、就此島、造宅居之、因曰大家郷、郷南有窟、有鍾乳及木蘭、廻縁之海、蚫螺鯛雜魚、及海藻海松多之」とあり、大家は於保也とよむべきか。

二神(フタカミ)島　小豆大島の北六海里にある岩嶼なり、方五六町、孤立して壹岐海峽西口の標目たり。

五島

(南松浦郡)

五(ゴ)島(タウ)　平戸島の西南に群集する諸島を指す、今五島列島と稱し、南松浦郡廿七村に分つ、然れとも其北偏宇久島五村は北松浦に、東偏平島江島(エノシマ)二村は西彼杵に屬す。○五島は五箇の主島ありて、列島を分屬したるを以て、此名ありと云ふ、鎌倉新式目に「正安二年、肥前國五島内浦島前住倉全謀書事」云々と載せたれば、五島の名目は其頃已に起れり。(浦島は何所を指すにや詳にし難し)明人は五峰(ゴホウ)と呼べり、我天文中彼國海賊の來り據れる所也。古史には値嘉(チカ)島を以て總號とし、沿革する所あり、貞觀年中下近郡を建てしも、幾もなく廢止せらる。中世以降松浦黨の領知する所と爲り、其家自立して五島氏と云ふ。

(五峰)

水路志云、五島列島は平戸島の西岸を距る西方約十三海里の處より起り、五海里乃至二十海里の幅を以て、北東より南西に向ひて、殆五十里の間(北緯三三度二〇分と北緯三二度三四分との間)に擴延せる數多の島嶼なり、其五島と稱するは、福江島(久賀(ヒサカ)島之に屬す)奈留島、若松島、中通島、宇久島にして福江島を最大とす、該諸島間に六水道あり、潮流强しと云ふも、漁民は巧に之を利用して小舟を行ると云ふ、此列島中供給品の辦すべき場所は、福江島の福江第一にして、中通島の有川之に次ぐ、富江は人口に於ては福江に伯仲すと雖、唯是甘藷に富むのみ、人家は各島到る處にあり、旅舍の設なしと雖、亦一時の用を辦す可し、全島の人口七萬九千、重に漁業に依賴し、農業は大約其十分の二に過ぎず、凡五島は地を掘る一二尺にして盡く磊石なり、到る處墻堵然らざるなし、部落、道路、波止場の類盡く石造ならざるはなし、氣候は五月六月七月頃を最平穩期とす、然れども五六月頃は煙霧多し、此煙霧は概して午前十時頃に晴るゝを例とす、然れども時として終日續くことあり。

五島氏は松浦黨の一家たり、初め宇久島に住し、子孫に至り漸く諸島を略有す、一說九世勝の時、福江島に移る、其祖は嵯峨源氏、又は甲斐源氏、或は平氏と論ず、其傳、宇久島の條に見ゆるが、其實を詳にし難し、盛定は永正天文頃の人、宇久次郞三郞、又左衛門尉と稱し、其子純定は松浦黨の貫主隆信に屬し、又有馬大村の諸族に連盟したり、其子純玄、豐太閤に謁し、五島一万二千石の安堵を賜ふ、大和守と稱する者是なり。○又按に海東諸國記に、我康正元年、肥前五島主源勝使を朝鮮に遣したる事見ゆ、五島家傳に十三世勝といふもの是なり、盛定の五世祖先にあたる、盛定純定父子の比、明船貿易の來島頻なり、五島氏之に因る所ありて勃興したるに似たり、蓋宇久源次郞勝を中興の祖とし、(寬正應仁の頃の人)其以降の事蹟稍詳備すべし。

海東諸國記に「肥前州源勝、乙亥年、遣使來朝、書稱五島宇久守源勝、受圖書、約歲遣一二船、丁丑年、以還我漂流人、特加一船、居宇久島、總治五島、有麾下兵」と、又我應仁元年、五島源勝管下の源貞、文明元年同藤原盛、同源貞茂等の名見ゆ。また朝鮮人金安國の慕齋集に、五島人が對馬島主の文引を請はずして、朝鮮の漂民を送致したる事を論せる書あり、中に云「五島得漂民、即宜還讓貴島、同力護送、今乃不然、徑率漂民、擅由在浦不過

之路、彼之所爲未可知也、五島道在遐遠之境、晉島爲我國藩障、而當其前、彼雖欲爲犯竊之計、前畏我兵之威驥、後恐貴島之遮截、進無所泊、退無所止、茫々大洋、孤懸無依」云々と見ゆ、卽字久勝の時、丁丑の漂民の事を指す歟。

天文永祿の頃の形勢は、明人の圖書編日本國序に「平戸之西爲五島、五山絲海、相錯而立、其中其島可泊、乃日本西境之藩屏也、過此西行、遲五六日、四望無山、直抵鎭錢壁下、此島與薩摩相去一千五百里、與肥前相去四百三十里、與平戸相去二百五十里、五島至山口、必由平戸經過、其島爲乃路(ナル)、爲衣屋奴密(エオノメ)、爲通記、爲達奴烏喇(タウラ)、爲烏苦(ウク)、爲話哈嗟(アチカタ)、日本其貢使之來、必由博多開洋、歷五島、而入中國、因造舟水手、俱在博多故也、貢舶回、則徑收長門、因抽分司令官在焉故也、若其入寇則、隨風所之、東北風猛則由薩摩、或由五島、至大小琉球、而視風之變遷、北多則犯廣東、東多則犯福建、若正東風猛、則必由五島、歷天堂官渡水、而視風之變遷、若在五島開洋、而南風方猛、則過遼陽天津、本朝初由大小琉球、迂繞福建、至浙、近乃發五島、由八山霍山、直考寧波、不五日夜必至浙」また武備志「嘉靖三十五年、誅王直、直者徽人也、嘗通海上、能號召諸夷、治大舶、巢五島中、奸商共集、衆與相署置、倭之來、皆直等導之云々、鄞諸生蔣洲者上書、言能諭日本、使禁戢諸夷毋內犯、洲至五島、王直遂入、送洲至豐後王、其島主留洲、稍爲傳諭諸島、居二歲、乃遣僧隨洲、來入貢」など云へり。〇外交志稿云、時に足利氏衰へ、西南諸州不逞の民、所在嘯集、相黨して明朝鮮に航し、其備なきを伺ひ、剽掠して吏民を劫殺し、其資財を掠む、旗幟皆八幡の字を用ゆ、外人之を懼る、稱して八幡賊と爲す、間亦其國人の我地に據り、往て其邊を擾すものあり、天文二十二年三月、明の都御史王忬、參將兪大猷等を遣し攻て烈港を破る、王直敗走す、直は歙縣の人、亡命を招集し來て我九州松浦に據り、時々部下を遣し、明の邊海を剽掠し、硝黃絲綿諸器物を齎せ、暹羅西洋各國に往來し、貲巨萬を累ぬ、五峰船主となす、威名海上に震ひ、明の東南爲に震動す。〇史學雜志云、圖書集成「王直者歙人也、嘉靖十九年、時海禁尚弛、直與葉宗滿等之廣東、造巨艦、挾帶硝黃絲綿等違禁物、抵日本暹羅西洋等國、往來互市者五六年、致富不貲、島人大信服之、稱爲五峰船主、則又招聚亡命、爲之將領、傾貲勾引倭黃門多郞次郞四郞等、爲之部落、又有從子王汝賢、義子王滶、爲之腹心、乃更造巨艦、聯舫方一百二十步、容二千人、木爲城、爲樓櫓四門其上、可馳馬往來、據居薩摩州之松浦津、僭號曰京、自稱曰徽王、部署官屬、咸有名號、控制要害、而三十六島之夷、皆其指使、時時遣夷漢兵、十餘道流劫、濱海郡縣、延袤數千里、咸遭荼毒、比年如是、官軍莫能攖其鋒、公(卽胡宗憲を云ふ)乃遣寧波生員蔣州陳可願、假市舶提擧名色、充正副使以往、嘉靖三十四年十一月、州等至五島、遇王滶、道以移諭事、滶曰、無爲日國王也、此間有徽王者、島人所宗、令渠傳諭足矣、日國王無爲也、明日首出客館、見州等、椎髻左袵、旌旗服色擬王者、左右簇擁」、かくて胡宗憲遂に謀を以て王直を誘殺し、徐海陳東等も皆出降して誅殺せられ、戚繼光兪大猷の諸將益守備を飭へて防禦せしかば、賊黨これを避け、嘉靖三十七年以後は轉して福建潮廣の濱海を侵掠し、又澳門に據て巢窟と爲し、往來の商船を劫掠し、以て萬曆十五六年に至れり、以後は閒然として[illegible]を屛めたり、明人の書に倭寇の鎭定を以て、其將帥の武略成功に歸すと雖、其實は我か豐公の禁戢の結果とす、彼萬曆十五年は卽我か天正十五年にして、是時豐公旣に中國四國を平げ、盜賊橫暴の徒を禁遏せり、是に於て匪徒屛息し、邊境永く靖寧に歸したり。

知訶島(チカ)

(血鹿島)

今の五島列島、幷に平戸島の舊號なり、古事記に二身生島の條「次生知訶島、亦名謂天之忍男(アメノオシヲ)」と載せたり、天武紀に「四年、麻續王有罪、一子流血鹿島(チカ)」と載せ、釋紀之に注し「肥前國也、彼國有值嘉鄕、案風土記云、更勅云、此島雖遠、猶見如近、因曰值嘉島、或有百餘近島、或有八十餘近島」云々。

名をたのみ近のしまべをこぎくればけふも舟路にくれておし哉(雨之集)白雲のかゝれる峯を見わたせばちかの島にはあらぬなるべし(同上)

此島は西海に孤在し、西蕃往來の門戶たり、欽明紀「十二年、百濟恩率參官等、罷國遂發途於血鹿、於後海畔者言、恩率之船、被風沒海、參官之船、漂泊津島(ツシマ)、乃始得歸」と錄せり、風土記には「值嘉島在郡西南之海中有烽家三所、昔者同天皇巡幸之時、在志式島之行宮、御覽西海、海中有島、煙氣多覆、勒遣陪從阿曇連百足、令察之、島百八十餘、就中二島別有人、第一島名小近、土蜘蛛大耳居之、第二島名大近、土蜘蛛垂耳居、自餘之島並人不在、於茲百足獲大耳等奏聞、天皇勅且令誅殺、時大耳等叩頭陳聞曰、大耳等之罪、實當極刑、雖被萬殺不足塞罪、若降恩情、得再生者、奉造御贄、恒貢御膳、卽取木皮、作長蚫、鞭蚫、短蚫、陰蚫、羽割蚫等之樣、獻於御所、於茲天皇垂恩赦放、更勅曰、此島雖遠、猶見如近、可謂近島、因曰值嘉島、則有檳榔、木蘭、梔子、木蓮子、黑葛、箕篠、木綿、荷、海則有蚫螺、鯛鯖、雜魚、海藻、海松、雜海菜、彼白水郞富於馬牛、或有一百餘、近島有八十餘、近島西有泊船之停二處、從此發船、指西度之、此島白水郞、容貌似隼人、恒好騎射、其言語異俗人也。

送褚山人歸日東　　賈島(唐人)

懸帆待秋水、去入杳冥間、東海幾年別、中華此日還、岸遙生白髮、波盡露青山、隔水相思在、無書也是閑、

値嘉郷（チカ）

和名抄、松浦郡値嘉郷、訓知加。○今の五島列島是なり、古書に大近、小近、遠値嘉の別あり、蓋大島は今の中通にして、遠値嘉は福江なるべし、小近は後の宇久島是のみ。貞觀中、値嘉島を肥前國治より獨立せしめ、庇羅郷を上近郡、値嘉郷を下近（シモチカ）郡と爲しゝが、幾はくもなくして廢す、千賀浦の名は八雲御抄に、肥前と爲す、此地の事ならん。

（下近郡）

もろこしも近の浦わの夜の夢おもはぬかたにさほつ舟人（名寄）家隆

（長野）（知駕島）

續紀、天平十二年十一月、大將軍東人等言、以今月廿三日、捕獲逆賊廣嗣、於松浦郡値嘉島長野（ナガノ）村、又云、初廣嗣之船、從知駕（チカ）島發、得東風、往四箇日、行見島、船上人云、是耽羅島也、于時東風猶扇、船留海中、不肯進行、漂蕩已經一日一夜、而西風卒起、更吹還船、於是廣嗣自捧驛鈴一口云、我是大忠臣也、神靈棄我哉、乞賴神力、風波暫靜、以鈴投海、然猶風波彌甚、遂著等保知駕（トホチカ）島色都島矣、按に廣嗣の走りたる耽羅は、今の朝鮮濟州島にして、其等保知駕は福江島たるべし、然れども色都島長野村の名今詳ならず、松浦廟宮縁起には、廣嗣は松浦橘浦に死したるが如くに載す、橘浦（タチバナ）は寶龜九年紀、入唐使の歸着したる所にして、松浦郡と明記す、値嘉島の長野村と同里なるを知らず、又延暦廿三年紀、入唐使の歸着したる所を松浦郡田浦と云ふ、シカツ島とよむべくば、色都（シコツ）島と相通ふ、是も同里を知らず。

（色都島）（橘浦）

三代實錄、貞觀十八年、太宰權帥在原行平、起請二事、其二云、請分肥前國松浦郡庇羅値嘉兩郷、更建二郡、號上近下近、置値嘉島、因撿案內、件二郷、地勢曠遠、戶口殷阜、又土產所出、物多奇異、而徒委郡司、以令擧斂、渡上之民、厭私求之苛、切欲言輸於公家、然其國司無巡撿、郷長少權勢之所致也、加之地居海中、境隣異俗、大唐新羅人來者、本朝入唐使等、莫不經歷此島、府頭人民申云、去貞觀十二年、新羅人掠奪貢綿絹等、其賊同經件島來、以此觀之、此地是當國樞轄之地、宜擇令長、以慎防禦、又去年或人民申云、唐人等必先到件島、多採香藥、以加貨物、不令此間人民觀其物、又其海濱多奇石、或鍛錬得銀、或琢磨似玉、唐人等好取其石、不曉土人、以此言之、不委以其人之弊、大都如此、望請合件二郷、更建二郡、便爲一島、新置島司郡領、任土貢、但其俸料、舉定正稅公解之間、令輸任肥前國權官、於是公卿奏議曰、合兩郷號一島事、蓋謂利公、豈期膠柱、請隨其所陳、將以改置、謹錄事狀、聽天裁、奏可。○按に貞觀十八年一島二郡の建置は、一旦奏可を經しかど、後世に其制を傳へざるは、年月を多く經ざるに、島郡の廢止したればならん、未だ其徵證を詳にせず。

宇久島（ウク）

今神之浦（カウノウラ）、平（タヒラ）の二村に分ち、北松浦郡に屬す、戶數八百五十、島峰を城山と呼ぶ、高二百六十米突、舊噴火口なりと云ふ。○水路志云、宇久島は平戶島西岸の西方約十三海里に位置し、五島列島中の最北島たり、其南北の長さ三海里、廣さ四海里半にして、中心に二峰あり、北峯を番岳（八四二呎）と稱し較高し、本島岸は曲折して幾多の小灣をなし、端舟の碇泊處に適す、中にも神ノ浦は南岸にありて、西面に手縣島あり大澳をなす、灣內水深四尋乃至十三尋にして、南方の風に堪へざる耳、古志岐（コシキ）岩は宇久島の東北二海里にある三坐の小嶼にして、燈臺を設置す、燈高は海面上二一二呎許、晴天光達十六里とす。

（神之浦）

戊子入明記（應仁二年）に、警固船の海賊衆を錄し、中に宇久大和守あり、即五島氏の人にして、源二郎勝などにあたるごとし、武家分脈系圖に、五島は本名宇久、紋丸花菱二引と註し「五島家也、元號宇久島、其先未詳、所見于松浦家系譜、渡海源次綱、下向于肥前州松浦郡、掛租而住焉、宇久島亦屬綱之封乎、或曰、綱有孫久、壽永下向於松浦、久次男松浦源大夫直、分直上松浦、直之男曰四郎遊、居大河野、遊之男四郎守、封宇久島、稱宇久四郎、爲宇久氏之祖、其先無所見、守男曰宇久三郎盛、然壽永年平家亡西海時、小松內府重盛四男有盛、不測逃死、潛着于肥前州宇久島、土人援之以居是、島領主宇久氏、然平氏之餘裔、與扶助、爲後嗣、號宇久地、或曰甲斐源氏、武田太郎信義四男、兵衛尉有義、次男曰爲太郎信盛、一族不和、而下向于鎮西、仁治三年至宇久島、領主有盛養之、讓家督於半信盛、以半授二郎正、信盛男曰左衛門尉信宗、亡宇久源二郎勝彌三郎充併領之、號宇久左衛門尉、信宗男信久、信久男行盛、行盛男盛隆、自是不見世系、或曰、武田兵衛尉有義後胤、住肥前州戶渡領、曰武田義武、義政二男盛之領宇久、號宇久肥前守、五島家傳曰、武田次郎信弘、文治二年、來五島、築山城、小値賀、大値賀、中通島等、信弘、於是信弘改家盛、家盛之養子佐志源居」云々、と諸説紛雜して、畢竟するに、其出自明白ならず、宇久の村人の書せるものには曰く、「五島氏の祖を宇久次郎家盛と云ふ、松浦黨なり、然るに一書に甲斐源氏武田の一族にて、家盛文治三年下向すと說き、家盛の墓は宇久島東光寺に在り、二代扇は實は志佐氏の子にて、家盛の後を承ぐ、二十代燕玄、文祿中に至り宇久を改め五島と曰ふ、又宇久島在住は文治三年より七代實まで百九十七年とぞ、九代勝の時、嘉慶二年、福江島岐之口へ移築す」と、然れども海東諸國記に據れば、康正年中の三世勝は尙宇久に居れり、圖書補には宇久を島若に作る。

小値嘉島（チチカ）

宇久島の西南に位置し、相距る二海里餘、今北松浦郡へ入り、笛吹、前方（サキカタ）、柳の三村に分つ、戶數六百。○水路志云、宇久島は南部及西部附近には數多の島嶼ありて、最西嶼は十一海里の遠きに在

（前方）

り、前方灣は本島の東側にある一錨地にして、野崎島其東方を屏障す。○地學雜志云、小値嘉島は東西凡一里半、南北凡半里にして、東南部に於て海面より突出する八十「メートル」、西部に於て百〇五「メートル」の所を以て最高とす、全島至る所耕地にして、島民は他州へ出稼する事を好み、肥前石炭坑には小値賀の人夫多しと云ふ、其容貌は一種特別の鼻低きを常とす。

野崎島(ノサキ) 小値嘉の東一海里、南北五十町、東西十町許、島の北水道を小近瀬戸と呼び、南水道を津和埼瀬戸(一名中通瀬戸)と呼ぶ。○神祇志料云、神島神は、今松浦郡小値嘉、野崎島神島山にあり(神名帳考、長崎縣神社錄)貞觀十八年、正六位上神島神に授位の事、三代實錄に見ゆ。

松浦肥前守定、田畝を小値賀に開き、牛を春築に役する夥多、斃牛の爲めに碑を船瀬嶺に建つ、土人之を牛の塔と云ふ、平戸家傳に載す。○小値賀(チチカ)、宇久の一群は古の小近(チチカ)島なるべし、中通の大近に對す。風土記云、値嘉島有八十餘島、就中二島、々別有人、第一島名小近、土蜘蛛大耳居之。日本後紀云、弘仁四年、太宰府言、新羅一百十人、駕五艘、著小近島。續宮本緣起云、齋明迎吹着小値嘉島。圖書編云、五島、倭音(チチカ)、小頭目住此。

中通島(ナカトホリ)(大近島) 宇久、小値嘉の南なる畸形の大島なり、古の大近島なるべし、南北十里、東西五里乃至數町、今五村に分れ、戸數二千八百。北なる狹長の岬角上に魚目村、北魚目村あり、其南に濱野浦、有川浦東西に並び、其南を奈良尾村とす。○水路志云、中通島は地勢狹長、高山屹立す、即該島の北角を距る六海里の處に、高さ一四〇〇呎の平頂山あり、大道山といふ、此山の北方二海里に又一山あり、高一一〇〇呎、北方は山勢漸低下して亦起る、南部にある山王山は高さ一四〇〇呎、其南東一里餘の處に聳ゆる女嶽は高一三二〇呎、山王山と相對す、東岸に有川灣、鯛の浦あり、西岸に奈摩浦、青方灣あり、皆泊船に適す。

魚目(ウチノメ)(奈摩) 今南北の二村に分る、中通島の北偏に在り、其港灣を奈摩(ナマ)浦と曰ふ、有川灣の西北に隣る、魚目を、圖書編には衣是奴密と譯せり。○水路志云、奈摩浦は大道山の南方にして、中通島の西岸にある一灣なり、西側に潮揚、奈摩の二村あり、人家合して百九十戸、大船の最好錨地は、灣首近傍となす。

青方(アヲカタ) 今青方村と云ふ、魚目の西南に接す、圖書編には青方を諳哈達と譯せり。○水路志云、青方灣は中通島西岸の中央にありて、小興灣口を要す、錨地は青方の外港を佳とす、和船は總て内港に入泊す、青方村は内港の北濱に沿ふて櫛比し、人口約千餘、重に漁に從事す、人家の稍中央に水溜あり、住民之を飲用す、内港頭より一地頸を越ゆれば浦村に達す、是より舟行一里餘有川に到るを得、又陸路一里餘にして奈摩浦に出つるを得。産業事蹟云、中通島青方村は海中なれど、土民農を勉め、勤倹の風俗數百年來變へずと稱す、村民の所傳に、往昔花山院從一位左大將家邸第の五男、玄蕃頭尋覺[illegible]、隱遁して其外族藤原是包の祿を受け、青方の地を領す、尋覺の次男源二家高、始めて青方を以て家號となし、其子孫に至り、專ら山林繁殖等に力を盡し、應永年間今の奈摩郷は始めて一村落をなし、漸次近傍原野を開墾す、善助玄種の代に至るまで青方村に居住せしも、舊藩主五島盛利の代に及びて福江村へ移轉したり。

濱野浦(ハマノ) 今濱野浦村と云ふ、青方の西に接し、山王嶽の西北一里に在り、有川を去る一里とす。

有川(アリカハ) 今有川村と云ふ、村の首部を榎津(エノツ)と稱し、中通一島の大邑なり、佐世保軍港の西方卅五海里。○水路志云、有川浦は中通島の東岸にして稍中央に位置す、港は北方に開く、有川村は灣首の約中央にあり、福江に次ぐの村落にして、此地は五島唯一の鯨猟場となす。産業事蹟云、五島鯨は寛永三年紀州湯淺の人來り突捕の業を起すに始まり、正保慶安年間に至り都合十組を組織す、爾後大村領平戸領に數十組の開業あり、是れが爲め大に魚道を妨げ有川魚之目の如きは通鯨絶え、兩浦とも一時業を休みき、五島家、明暦元年、一族民部に三千石分知の際、魚の目、富江、宇久島の内神の浦の三村を割裂し、爾後兩村の間に紛紜を生じ爭論止まず、終に灣の中央を境し其漁場を限り、又往々游鯨を見れば互に先を爭ひ相妨害すれども、當時は通鯨の數甚多きを以て、猶毎年數十頭の捕獲あり、特に或る年に於ては百六頭の鯨を獲たるとありと云ふ、現に似首(ニタクビ)浦に供養塚あり、百六頭塚と云ふ。

鯛浦(タヒ) 有川村の南にして、小澳を成し南に開く。○水路志云、鯛浦は中通島東岸にあり、灣口濶さ五鏈半、灣入約一海里にして、灣首に二村あり、其東側にあるを鯛ノ浦といひ、西側にあるを鯛の浦といふ、長崎福江間の郵便汽船、往復ともに此に寄港す。

奈良尾(ナラチ) 今奈良尾村と云ふ、中通島の南部に在り、西は狹水道を隔てゝ若松島に對す、小澳多けれど好錨地なし、椛島は奈良尾の南端四海里許に在り。

平島(ヒラ)(相埼瀬戸) 今平島村と云ふ、中通島の東二海里、其水道を相埼(アヒザキ)瀬戸と云ふ、舊大村藩領なりし故にや、今は西彼杵郡に屬す、方二十町許、戸數三百。○水路志云、平島は中央に六六〇呎の一峰屹立す(白嶽と云ふ)島の東西兩側とも航行し得べきも、該島と中通島との間なる水道を捷とす、蓋東側の水道は、海底險惡なるが故なり、但潮流は平島の東方よりも、西方を稍強しとす。

江野島(エノ) 今江野島村と云ふ、平島の東五海里、里瀬島の崎戸(西彼杵郡)の西十海里、舊大村藩領なりし故にや、今は西彼杵郡に屬す、方十五町許、戸數百

六十。

大立島　江野島の東四海里に在りて、平戸長崎間の常航路の西側に當る、今燈臺の設あり、東微北に佐世保を望み、北微西に六白岐を望む、大立島は一座の岩嶼なるが、其近旁數多の暗礁あり。

伏瀬は大立島の北微東約四海里に在る暗礁なり。○水路志云、伏瀬は六白岐埼の南々東六海里半に在り、平頂の一小險岩にして、大低潮には四呎半出するも、其四周は直に深水と爲る、長崎平戸間を航する船舶は、其航路に當て此瀬を見る、立標を以て之を表示す、高潮面上高さ三十四呎なり、此航路には帆揚、小立、大立の諸岩あり、周圍直に水深く、投錨に指導をなすに由なき故に、周到の注意を欠く可らず。

若松島　中通島の西に在り、東西約一里半、南北約二里、今若松村と云ふ、屬嶼數多ありて、日之島、有福島(西北岸に在り)最大、今日島村と云ふ、戸數總べて一千二百。○水路志云、中通島と若松島の間なる若松瀬戸は、數多の島嶼のために水道分岐し、潮流は甚強く、且島間暗礁あるを以て、船舶の航通頗困難なり、島の東岸には、若松浦、南岸に土井浦、瀧川原浦あり、共に寄泊するに足る、該島の北西岸は分裂して一深入灣を成し、其首部は三支澳に分れ、何れも小船の避泊に適し、而して榊浦を最好とす、瀧河原瀬戸は若松島と奈留島との間にあり、其正中水道は絶えて危險なし、大潮の潮流は五節乃至六節の速力にして、往々激湍を生ず、故に該瀬戸を吹過す強風あるときは、端舟を行るに危險なり。

日島　今日島村と云ふ、曾根家の在りし所歟。○太宰管内志云、海東諸國記に「肥前國藤原盛、己丑年、遣使來朝、書稱五島日島太守、藤原朝臣、以宗貞國請接待、居五島、源勝管下徹者」とあり、日島は比志麻とよむべし、名義いまだ考へず、もし火などの出る處にて初に火島といひけむを、後に日島と改めたろにはあらぬにや。

奈留島　今奈留島村と云ふ、若松島の西に在り、東西約一里半、南北約二里、戸數六百。○水路志云、奈留島は五島中の首村なり、奈留瀬戸は其兩側の海岸凹凸不齊の岩角より成り、其間に沙灣を交ゆ、奈留港は瀬戸の東側に在り、人家百五六十戸、瀬戸の潮流は極めて强烈にして、大潮時には漲落兩流ともに六海里の速力に達す。○寶德四年允澎入唐記「九月五日朝發平戸、午至小豆大島、廿一日、船頭等曰、今不可有風也、待春可乎、廿二日、一號回棹于平戸島、二號將歸野古、癸酉春三月十九日、諸船早發大島、走四十里、日未晩、至五島奈留島、三十日、有風、午後開洋、七艘從之、一晝夜六七十里、四月六日、午至補陀山、掛船于蓮華洋」、のち應仁二戊子入明記に「床木は奈留海安寺の門前在之、大さ一丈二尺、琉黄三千斤、奈留海安寺」云々とあれば、當時入明船の一艤驛とす。

久賀島　今久賀島村と云ふ、奈留島の西に在り、東西約一里半、南北約二里、東の水道は奈留瀬戸(幅約一海里)西は田之浦瀬戸と云ふ、幅約一海里半、潮流最急、六海里半。

水路志云、久賀島は其北岸より海水深入、一長澳を有し、全島殆と二分す、之を久賀港と稱す、島內人口二千五百餘、重に農を業とし、牛を飼養せざる家なし、港の入口は狹隘にして、其最狹所は濶さ僅に一鏈に過ぎず、然れども輕便の漁船なれば、毫も航行に困難なし、且港內に入れば危險なし、如何なる天候にても安全に碇泊して、修理等を營むを得、もし港口にして廣ければ、暴風の避泊地として、完全無缺と稱するを得べし。

遠知駕島　今福江島、久賀、奈留島の諸島なるべし、續紀「天平十二年の條に、等保知駕色孫島と記し、後紀延暦廿四年七月の條には「太宰府言、遣唐使第三船、今月四日、發自肥前國松浦郡庇良島、指遠值嘉島、忽遭南風、漂著孤島、船居巖間、漆大破壞、判官三棟今嗣等、脫身就岸、官私雜物、不遑下收、射手數人、留在船上、纜絶船流、不知何去者」と見ゆ、貞觀式追儺祭文に「東方陸奧、西方遠値嘉、南方土佐、北方佐渡」と載するも此地を指せり。(入唐僧惠運傳云、遠値嘉島、奈留浦)

福江島　五島最西南の大島なり、今九村に分ち、戸數五千二百、其土地火山灰を以て成り、農耕に肥料を加ふること多からざるも、收穫大なりと稱す。○水路志云、福江島は其南西角大瀬埼より、其北東角なる糸串埼に至るまでは、直徑約十六海里にして、南東至北西の直徑は、約十五海里なり、此島極めて山岳多くして、其海岸は屈曲出入し、數多の灣澳を成す、北西南東及東岸には幾個の高角ありて、若瀬より漸次隆起し、火山質の多草山となる、而して此等多草山と、其內部の一屛崎嶇たる數山との間は、總て平低なる裕野を成す、又其北東岸は田の浦瀬戸を隔てゝ、久賀島の南西岸と相對し、岸勢漸く隆起して、六〇〇呎乃至八〇〇呎の多樹山となる。

田浦　(合蠶)　續紀、寶龜七年閏八月、先是、遣唐使船、到肥前國松浦郡、合蠶田浦、積月餘日、不得信風、既入秋節、彌違水候、乃引還於博多大津、奏上曰、今既風日居、望請來年夏月、庶得渡海、是月勅依來奏、九年十月、遣唐使第三船、到泊肥前國松浦郡橘浦、判官小野滋野上奏、去寶龜八年六月廿四日、候風入海、七月三日、同第一船到揚州海陵縣、(中畧)今九月九日、臣船得正南風、發船子塘頭、入海行已三日、忽遭逆風、船着沙上、損壞處多、竭力修造、今月十六日、船僅得浮、使節入海、二十三日到松浦郡橘浦。後紀、延暦廿三年六月、遣唐使

第一船、到對馬島、大使藤原葛野麻呂上奏、去年七月六日、發從松浦郡田浦、四船入海、七日第三第四兩船、火信不應、出入死生之間、掣曳波濤之上、都卅四箇日、八月十日、到福州長溪縣赤岸鎮已南海口、(中畧)今年二月、爲廻船明州、海行五十六日、到明州郭下、五月十八日、於州下鄮縣解纜、六月五日、臣船到對馬島阿禮村(下畧)又云、同月、遣唐使第二船、判官菅原淸公來到松浦郡鹿島、附驛上奏。

(相子)

按に田浦は福江島久賀島の間に田之浦瀬戸の名のこる、卽此とす、合蠶はアヒコとよみ、風土記は「相子(アヒコ)之停(之字は一本日に作り又田に作る共に誤れり)應泊廿餘船」と云ふに同し、田浦の村里名かきおもはる、戊子入明記に「五島田浦内千坂に大竹あり大さ一尺六寸ほど」とあるも此とす。

川原浦(カハラ)

風土記云、値嘉島、西有泊船之停二處、一處曰相子之停、應泊廿餘船、一處名曰川原浦、泊一十餘船、遣唐之使、從此停發、到美禰良久之濟、卽川原浦之西濟是也。○川原浦は本書の記述により、今の岐宿(キシク)村の灣なることを知るに足る、田浦瀬戸の西(本島の北岸)にして、三井樂村の東隣也、川てふ字宿のこれり、岐宿村の西偏を二本楠と云ふ。

(岐宿)

福江(フクエ)

今福江村と云ふ、南松浦郡の治所にして、五島の首邑とす、長崎を去る六十海里、或は深江に作れり。○水路志云、福江は本島東岸に在り、人口九千七百餘、該邑の北端より南東に向ひ、一鏈半延出する所の石造防波堤ありて、端舟港をなす、海底電線は長崎より福江に通し、又福江より中通島奈良尾に通す。

(深江)

五島城址(ゴタウ)

卽福江城なり、五島氏の祖盛定の時、字久島より此に移り、本城を創む、天正中、大和守純玄、一万二千六百石の本領を安堵す、慶長十九年、本城燒失、嘉永二年、幕府の命を以て城壘を再興せしが、明治維新に至り遂に廢す。○一書には宇久島、[illegible]慶二年福江島に移り、辰之口に居り、後江川に居る、二十二代盛利、寛永十六年石田城を築く、今の深江是なりと、尙考ふべし。三尾野と云ふ所に、五島氏の菩提所大圓寺あり、山崎と云ふ地に辰之口城の跡のこる。○福江大嶺の洞穴は、六十餘丈の深ありと傳稱し、此島人の常談とす、鍾乳穴にはあらずして、火山作用の坑道なりと聞く、近傍に鬼嶽(オニガタケ)只狩山等の消火山を望むべし。○太宰管内志云、海東諸國記に「肥前州貞茂、己丑年、遣使來朝、書稱五島悼大島太守、源朝臣貞茂、以宗貞國請接待、居五島、源勝管下致者」とあり悼大島は伊多美能於保志麻とよむべし、名義いまだ考へず、天明九州圖を按ずるに、五島深江の西南にイタベノ大島あり、又其東に小イタベといふもあり、是なるべし、小島ながら人家ある所と聞ゆ。

富江(トミエ)

今富江村と云ふ、福江の西南三里に在り、港灣は東に向ふ、此村は五島氏の支封、三千石の館主の居邑なりき、明暦元年五島盛次(盛玄四世孫)の弟、民部盛清に新田を分與せる也。○水路志云、福江灣の南西部は岩嶼多く且淺水なり、南西隅に富江村あり、人家約千戸、淡水は富江神社の山麓、左傍に設けたる溜井あるのみ、一村皆之に依る、其他は鹹味強し、富江灣の西南に隣り、黑瀨(クロセ)灣あり、偏北及偏東風を避くるに可なり、凡南方より黑瀨灣に向ふ者は、離岸四鏈の處を行くべし、是れ該海岸より若干距離の間、海底淺く且多岩なるが故なり、但黑瀨附近は、漸次淺水となるが故に、各其便宜の處に投錨し得べし、灣頭に黑瀨村あり、笠岬は富江黑瀨兩灣の間、南方に突出する岬角なり。

(黑瀨)

大瀨埼(オホセ)

富江の西三里餘、今玉之浦村に屬す。○水路志云、大瀨崎は福江島の南西角にして、天氣穩和の時と雖、埼邊には强烈なる旋渦あり、極めて小舟に危險なり、其地は陡險にして、潮流は該埼を繞り强流す、漲潮には東方及北方に向ひ、落潮には南方及西方に向ふ、埼上の燈臺は卽第一等廻轉白色を顯し、半分時毎に一閃光を發す、照弧は北西〆西より約南に至る、燈高は海面上二六五呎、晴天光達二十三海里。

玉之浦(タマノウラ)

今玉之浦村と云ふ、同名の港灣あり、此地は福江島の西岸にして、良好の江浦なれば、昔唐船の寄泊せる所とぞ、白鳥觀音堂、幷に大寶寺と云ふ佛宇あり、亦古跡にやあらん。水路志云、玉之浦は深く凹入せる一大港にして、大瀨埼より北方に斗出せる高顯地及び島山(シマヤマ)島其西面を擁し、實に屈指の碇泊所なり、されば其水深の過度の點を除けば、最大良港たるべし、玉之浦の浦口に嵯峨島横たふ、是れ該浦に入る唯一の門口とす、門口以内の水深は三十二尋乃至三十八尋より漸減するも、浦頭に至て尙十六尋あり、浦口の南東なる東濱に三支澳あれども、錨地に適せず、西岸には玉之浦村あり、凡寄泊の船は浦口に入れば、直に其北東濱より斗出せる沙嘴に就き、偏北風及偏東風を避くるの錨地とし得べし、而て船更に進入し終に針路を南東に轉ずれば、浦頭に於て大船の最好錨地を得べし、此處の水深は規則正しく且漸減す、其最好位置は距濱約二鏈半乃至三鏈、水深十尋乃至十一尋(沙及泥)の所に在り。○太宰管内志云、海東諸國記に「肥前州源茂、丁亥年、遣使來賀、書稱、五島玉浦守、源朝臣茂、居五島、源勝管下致者」とあり、名義は珠玉など出せる處にて負せたるべし、三代實錄「値嘉島、其海濱多奇石、或鍛練得銀、或琢磨似玉、唐人等好取其石、不曉土人」などとあり。○松浦家傳云、二十四世(興信)の時、宇久盛定玉浦納の難を避け、平戸に來寓すること十餘年、公兵を借し納を伐ち、盛定を五島へ復せしむ。

美彌良久(ミミラク)

今三井樂(ミヰラク)村と云ふ、玉之浦の北に接し、本島の西北端に居る、小澳あり、往時遣唐船

(三井樂)　(旻樂埼)　(美彌良久島)

の泊所たり、澳邊に京嶽と稱する消火山あり。

風土記云、値嘉島、在縣西南之海中、西有泊舟之停、二所一曰相子、一曰川原浦、遣唐之使、從此發、到美彌良久之埼、即川原浦之西埼是也。○續日本後紀、承和四年、太宰府馳傳言、遣唐三個舶、共指松浦郡旻樂埼發行、第一第四舶、忽遭逆風、流着壹岐島、第二舶、左右方便、漂着値賀島。○萬葉集云、自肥前國松浦縣美禰良久埼、發船、直射對馬、渡海。○蜻蛉日記云、いつれの國とかや、みみらくの島となん云なるなど、口々かたるを聞くに、いと知らまほしう悲しうおぼえて、かくぞいはるゝ、

ありとだによそにても見む名に負はゞ吾にきかせよみみらくの島

と云を、せうとなる人聞きて、それもなくなく、

いつことか音にのみ聞くみみらくの島隱れにし人をたつねむ。

○萬葉集名寄云、袖中抄に顯昭法師の曰く、

みみらくの我日の本の島ならばけふもみかげにあはましものを

此歌は俊頼朝臣の歌也、其詞に「尼上うせ給ふて後みみらくの島のことを思ひてよめる」とあり、今能因の坤元儀を按るに「肥前國ちかの島、此島にひひらこのさきと云所あり、其所には夜となれば、死たる人あらはれて、父子相見ると」云々、俊頼の我日の本の島ならばと詠るも、此島日本にあらずと存する歟、萬葉集にも、松浦縣美禰良久埼とありて此國といふことは一定なり、能因はひひらこと云たれど、俊頼みみらくとよみたるに違はず、此の如きの事は、本文を慥に考へ詠むへき也、然らされは僻事出來なり、云々。

萬葉集、山上憶良、贈大唐大使卿記室、好去好來歌、

(上略)事了り還らむ日には、又更に大御神たち、船のへに御手打かけて、墨繩をはへたる如く、阿庭可遠志、知可能岬より、大伴の御津の濱びに、たゞ泊に、みふねは泊む、つつかなく、幸くいまして、早歸りませ。

男女群島

福江島の西南、甑島(薩州)の西北に男島、女島、并に鳥島の諸岩嶼あり、洋中無人の孤島なれど、長崎佐世保より、琉球臺灣に赴く航路にあたる。

水路志云、烏島は大瀨埼南西三十三海里、(概位置、北緯三二度一五分、東經一二八度七分)に位し、三岩より成る、南岩最大にして、長約三分一鏈、高六十呎あり、南方より此岩を望めば、三角形を成すといへども、北方より望めば、各個陡険なる尖山脊の觀を呈す、天氣好き時は、此岩の北側に船を寄せ得べし、底質は概ね粗沙石花及殼なり、又云、男女群島は二島及數多の尖岩より成り、烏島の南東方十五海里に位し、北東南西の方向に、約六海里間彌延す、男島は住民なく、女島は假住者あり、此海には烈き潮流あり、且兩島近傍の群島を繞り強流するが故に、帆船は廣き間面を取り、以て岩瀬を避けざる可からず、其女島には一灣あり、(九三一呎)、島長さ一海里半、濶さ半里、一漁村及一淡水池あり、唯好天氣の時のみ上陸し得べし、漁期中(自五月至十一月)は富江の漁夫百名餘來住すれども、年中住止するもの二三人に過ぎず、漁期中は假小屋を構へて、直に此島にて生節に製し、富江に送る、女島の南西方に於て、近時珊瑚礁を發見す、其種類紅桃白あり、本邦産中の最上品とす、富江の漁夫は八十八夜後、其採取に從事するもの多し。○太宰管内志云、和漢三才圖會に「肥前國五島、與平戸之間十八里、有男島女島」、圖書編日本國圖に、肥前州男島あり、衣島あり、登壇必究日本國圖に、男島あり、衣島あり、衣は女の誤なるべし、井蛙記事に「五島の南に女島男島とて、ちひさき島ふたつあり、是唐船紅毛船のとほる海路なり、五島よりも四十八里、薩摩よりも四十八里ありて、五島につけり、女島を土人は里周島といふ、めぐり三里あり、此島に鳥大神社あり、其下に大神の平といふ所あり」と見えたり。

壹岐國

(壹岐郡)　(石田郡)

壹岐島

肥前の北岸十海里餘に在り、面積八方里半(東西約二里半、南北約三里半)今壹岐郡と稱し、人口三萬五千、十二村に分つ、長崎縣の管治に屬す。○地學雜志云、壹岐島は一高原を成す、其最高きは郷野浦の東部に起立する嶽の辻(海面より二百三十八メートル)にして、之に次ぐ者は箱崎の魚釣山、鯨伏の本宮山なり、地質は全面下部に安山岩を敷き、上部は火山屑、火山玻璃、及び第三紀層を以て覆れ、全島至る所耕地ならざるはなく、主として麥米大豆等を植ゑ、肥料を加ふる事少きも、其收穫頗大なりといへり。

壹岐は孤島なれど、朝鮮航路に當り、古へより其名著れたり、國史記載の際、壹岐、對馬、多褹は西海九國の外に特立せしめ、島司を置き之を治せしむ、其島司は即國守に准したりしかば、又壹岐國と云ふ。延喜式「壹岐島、下國、海路程三日、管二郡、壹岐石田」と見ゆ、和名抄に「由岐島、壹岐郡七郷、石田郡四郷」と注す。海東諸國記は朝鮮人申叔舟の撰なるが、(我文明頃の人)中に多く肥前諸島の邑主、並其歳遣船の事を叙し、特に一岐島の記あり「水田六百二十町(和名抄拾遺抄の田數なり)人居隊里十三、海浦十四、東西半日程、南北一日程、志佐、佐志、呼子、鴨打、鹽津留、分治、有市三所、水

（伊岐島）　（由岐島）

田早田相半、土宜五營」云々。此島は中世以降少貳氏の守護する所たりしが、少貳氏衰へ、松浦黨志佐氏等五家其地を分ち、共に島事を掌る、志佐最強盛、遂に守護と爲る。後波多(ハタ)氏全島を併せ、武生水に築塞す、永祿中島人波多氏に叛き、平戸の松浦氏に附屬たり、是より後、平戸の封内と成り、以て今代の始に至れり、明治廿九年、石田郡を廢し、一島一郡と爲る。

此島は古事記二番生島の段に「伊伎島、謂天比登都柱(アメノヒトツハシラ)」と錄す、古事記傳に「伊伎島は萬葉集に由吉能之麻、和名抄由岐島と見えたれども續紀の識に以祇とよみ、此記にも伊字をかき壹字も由の假名にあらねば、本は伊岐なること明けし、然れ共倭風道に伊支連と云姓を、目錄には雪連とかき、またかの萬葉集に雪宅麻呂とあるなどを以て思ふに、必由伎とも通はし云べき故ある名號と見えたり」とあり、さて神宮の齋(ユキ)居に依れる島名にやといはれたり、然れども正しき證文なければ定め難し、或人の說に此島に雪の白濱と云地ありて、遠方より望めば雪の如く見ゆ、是れ名の起りかと曰へり。（郡鄕考）。國造本紀、伊吉(イキ)島造、磐余玉穗（繼體）朝、伐石井從者、新羅海邊人天津水凝後、上毛布直」と載せ、また類聚國史には「天長五年、壹岐直才麻呂、任壹岐島造」と錄し、姓氏錄にも「右京神別、壹岐直、天兒屋根命十一世孫、雷大臣之後也」と見ゆ。此壹岐直は應神紀に見ゆる壹伎直眞根子などと一家なるべし、顯宗紀に「阿閉臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人、謂之曰、我祖高皇産靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、乃以壹伎縣主先祖押見(オシミ)宿禰侍祠」とあるに依れば、縣主とも稱したり、高皇産靈月讀神の祠は、并に本島に在り、又歌荒樔田の地を月神に獻られしを以て、城州葛野郡にも其祠ありて、祠官松尾氏は同じく壹伎直の族裔とす。松尾の伊伎氏本系帳には「雷大臣命之子、眞根子、神功皇后御世、隨父[illegible]子三韓、歸朝之後、尙留于壹岐島、成三韓、因茲子孫、以本姓卜部、稱卜部、或依地名稱壹岐」云々、その六世孫忍見(オシミ)宿禰と云ひ「始自壹岐島、遷居山城國葛野郡歌荒洲田地、宿禰神社、今在松尾里」云々。されば繼體朝に、筑紫國造磐井に隨從したる新羅人を平ぢ徹しは、忍見宿禰と同姓異家の上毛布直とす、天津水凝は詳ならねど、亦一祖とす。三代實錄、貞觀五年、壹岐島石田郡人宮主、外從五位下卜部是雄、神祇權少史、正七位下卜部業孝等、賜姓伊伎宿禰、其先出自雷大臣命也とも見ゆ、此壹伎氏の卜部職たりしことは、續中抄賀茂緣起に欽明帝の時、卜部伊吉若日子が大神の祟を奏上したるなどにても推知すべし、尙箱崎の月讀神社參考すべし。

壹岐島の邊要の事は、天智紀「三年、是歲、於對馬島、壹岐島、筑紫國等、置防與烽」と見ゆるが、魏志には韓國を經て我末盧伊都等に到る航路を記し「對馬國、又南渡一海千餘里、曰瀚海、至一支國、三千許家、官曰卑狗、副曰卑奴母離、又渡一海、千餘里、至末盧國」などゝ曰へり、三千許家、亦千餘里と數ふるは、過多の疑なきに非す。また承和二年「太宰府言、壹岐島遙居海中、地勢隘狹、人數寡少、難支機急、頃年新羅商人、來窺不絕、非置防人、何備非常、請令島徭人三百三十人、帶兵仗、戍十四處要害之埼、許之」（續後紀）同五年、太宰府解倂、壹岐島所置防人、有罷省、而無人候護、難備非常、今新羅商人、往來不絕、警固之事、不可以暫忘、望請復史生一員、將除弩師者、奉勅依請」（類聚三代格官符）などありて、其備設も厚かりしに、寬仁三年刀伊の來寇にあたり、壹岐の島守藤原理忠戰死し、島民百四十八人、法師十六人、童廿九人、女五十九人の殺害あり、掠奪の婦女は二百卅九人と、朝野群載に見ゆ。（國牛十圖に、筑紫牛は壹岐島牛を以て之を稱す、すべて其姿美しく、また爪堅く、年老るまでつまもと健やかなり、印まち也、上古より上牛駿牛これに多かりけるに、ひさゝせ異賊此島におそひ來りて、かずをつくして牲に用ひけるによりて、なかごろ稀になりたりしが、いまは元のごとく出來にたりとかや）

文永弘安兩度の來寇の事は、國府址並に瀨戸浦の條を參考すべし。

壹岐(イキ)海峽　壹岐島南岸と加唐島、馬渡(マダラ)島（上松浦呼子）井に的山(アヅチ)島（平戸大島）の間なる水道を云ふ、即玄界洋を壹岐島西方の外洋に連接せしむる門戸なり、海峽の西口には二神(フタカミ)島あり、東口には烏帽子(エボシ)島（燈臺の設あり）ありて其標識たり。

こきいづる對馬の渡ほど遠みあとこそかすめゆきの島松（夫木抄）　津守國基

石田(イシタ／イハタ)鄕　和名抄、石田郡石田鄕、訓伊之太。○今石田(イシタ)村並なり、島の東南にして、其東岬を筒城埼と云ふ、萬葉集「到壹岐島、雪連宅滿、果病死去之作歌」の中に、

伊波多野にやどりする君家人のいづらとわれを問はばいかにいはむ

と詠じたり、古唱は伊波多なるべし、一宮神名記并に三才圖會、石田郡一宮村天手長明神（天思兼神一男）と載すれど今ははし、天手長祠は此に非す、延喜式石田郡津神社今此村に存し、津宮と稱す。

筒城(ツツキ)　今石田村の大字なり、筒城埼は長者原埼と並び、東方に延伸す、埼の東南五海に名島と唱ふる一簇の岩嶼あり、烏帽子(エボシ)岩は更に其東南五海里に在りて、燈明臺の設置あり、岩頂に建ち、四周二十海里を照らす、晴夜には呼子（上松浦）小屋（糸島郡）等より望見すべし。○神祇志料云、海神(ワタツミ)社今筒城村海神山の東なる海濱に在り、今八幡宮と云ふ、貞觀元年授位、延喜の制大社に列す。○按に、

筑前國宗像山にも、海神とおもはるる社ありて霜宮と云ひ、其山頂に筒城と云ふ古壘あり、海岸に筒男神ありて、筒城も此神名と同縁に出でし歟、又此に古代の城柵ありしにあらずや。

印通寺浦　石田浦の一名なり、南に向ふて小澳を開き、妻島と呼ぶ岩嶼之が屏障を成す、呼子浦に至る凡十七海里。○海東諸國記に、壹岐島十四浦を錄し「豆々只浦二十餘戸、仇只浦二十餘戸、因都溫而浦四十餘戸」とある、因都溫而は印通寺を云ふ。

優通　延喜式、兵部の條に載せ、石田郡の驛家なり、蓋肥前松浦郡登茂驛より優通に渡航するなれば、印通寺浦たること想ふべし、優は漢音イウなれど、古人はイングに假りインツと唱へしならん。高山寺本和名抄には、時通驛家とある、其時字は印字を訛れる歟。

篦原郷　和名抄、石田郡篦原郷。○今志原村あり是なり、篦は造矢竹にて篠に通すれば、志奴の訓にて志奴原と假借せるならん、志原は之を訛れるのみ。海東諸國記に「時曰羅郷、呼子鴨打分治、各有代官、郎可五豆郷、呼子鴨打分治、各有代官」と載す、時曰羅は即志原なれど、郎可五豆と云は詳ならず、誤字に似たり。

(志原)　(嶽之辻)

○志原村は石田村の西に接し、山間に在り、志原嶽あり、高七百尺、俗に嶽之辻と呼ぶ、島中の最高頂とす、山脊南に走り初山入實埼と爲る。○神祇志料云、延喜式、石田郡彌佐支刀神社、今志原村に在り。人類學會雜志云、壹岐國志原村、字平川の路傍、小阜の土中より、俗に大工の墳上餅と稱する奇なる土塊を掘出す、之を掘出せば其數無限、恰も圓き小餅の如し、兩指を以て切斷すれば、小豆の形色に似たるものあり、又同村箕橋と稱する川端の石垣石壘を鍛依石と名く、大小あれども悉皆鍛依を摺ゐたるものゝ如し、六角あり四角あり、高八寸位より六寸位、徑一尺五六寸又は一尺位、多くは家の柱石に用ふ。

初山　今初山村と云ふ、石田の西南一里半、本島の南端に在り、和名抄篦原郷の屬邑ならん、海東諸國記に「火知也麻浦一百餘戸」と錄せり、延喜式、石田郡爾自神社、今初山八幡宮是なりと云ふ。(初山は地質學の謂ゆる消火山なり、魚釣、本宮も同じ)

入鹿鼻　初山埼是なり、壹岐島の南端角にして、平低なれども痩秃、江豚の鼻に似たり、壹岐海峽航客の輙く識別する所也、角の東側に一小澳あり、初瀬浦と云ふ、漁舟の錨地たり、初山初瀬の初は泊の義なるべし。

物部郷　和名抄、石田郡物部郷。○今柳田村、武生水村、渡良村是なり、篦原郷の西に隣る、柳田に大字物部存し、渡良に物部祠存す。

柳田　今柳田村と云ふ、志原の西北に接し、武生水の北なり、海東諸國記に「也那伊多三百餘戸、也麻老夫九十餘戸、牛時加多一百三十餘戸」など錄せる、也那伊多是なり。

天手長神社　今國幣小社に列す、延喜式名神大祀なり。神祇志料云、天手長男天手長比賣の二座、今物部村に在り、天手長男神社之を壹岐の一宮とす、(一宮記)嘉祥三年二神並に官社に預り、(文德實錄)凡毎年住吉社雷起の神事に、幣帛を兩社に奉り、又大に鬨聲を揚るを例とす。(壹岐式社沿革考)○按に石田國神と云ふも此祠にや。

武生水　今武生水村と曰ふ、又郷野浦と呼ぶ、戸數七百、本島の首邑にして、郡衙を置く、呼子を距る二十海里、平戸を距る二十七海里、長崎を距る七十七海里。○武生水は志原嶽の西麓にして、海灣に臨む、村中に國津意加美神社あり、延喜式の古祀たり、菩光寺は禪宗、僧大岡開基、正安三年の創建、寛政五年に至り、島主松浦清再興す。

武生水は海東諸國記に「無山都郷、鴨打代官主之」と錄し、松浦諸黨の本島を分管せる比は、鴨打氏の所知たり、文明中、波多棨(松浦黨岸嶽城主)悉く五氏の代官を逐ひ、全島を併せ、武生水に龜尾城を築き兵を置く、天文中、棨の孫盛卒して子なし、肥前の有馬晴純の子親を迎へて嗣となす、族人之に服せず、盛の庶子隆を奉じて主となす、弘治元年、隆其下に弑せられ、親終に守護となる、既にして其臣日高主膳正等島邑に據て叛き、永祿六年、鎭を松浦隆信に送り波多氏を逐ひ、全島終に松浦氏に屬す、德川氏に至て松浦氏の封彊の如く、吏員を武生水に置き島事を視せしむ、庄屋所の號あり。

郷野浦　水路志云、此浦は本島南西岸の深入灣にして、水深十九尋乃至十二尋、其内灣に大小船舶二三艘を泊すべし、而して大抵各方の風威を防ぐといへども、南風によろしからず、外灣には危礁ありて、灣内の錨地を狹窄ならしむるも、猶大小艦を泊すべし、海底電信線は呼子の東方二海里の崎より、小川島加部島の間を經て、郷野浦の東角に達し、彼朝鮮國釜山浦より來る電線と此地に於て連合す、此郷野浦灣の南西面に當り、大島、長島、原島、平島、机島の五島及び數多の岩礁あり、其間なる窄水道を淨賀島瀬戸といふ、此瀬戸は岩礁充塞し、海底險惡なるを以て、和船の外は通過すべからず。

渡良　今渡良村と云ふ、武生水の西一里、地形半島狀を成す、此半島は即郷野浦灣の西北を屏障する者也、又半島の南西三海里許の間に、大小の島嶼星羅し、其島間を淨賀島瀬戸と稱す。

延喜式、物部布都神社、今渡良村に存す、渡良は海浦の訛なるべし、海東諸國記に「臥多羅浦百餘戸、無沙貝也浦百四十餘戸」など見ゆ、臥多羅は即渡良なるべし、又同書に「小干郷、呼子代官源實主之、約歲遣一船、書稱上松浦呼子、一岐州代官牧山帶刀源實、庚寅年(我文明二年)源實子正、遣使來朝、書稱去歲六月、爲官軍先鋒而死、敵臣繼家業、乃依父例館待」と、此呼子代官は渡良村に居りしと或書に見ゆ、然らば小干郷も此地を指す

に似たり、未詳。

半城浦　水路志云、此浦、灣入二海里の狹澳にして、渡良村半島を以て、鄉野浦灣と相分隔す、灣內數澳あれども、北西風に由て起る所の波濤は、該半島の北端を廻り、灣內に滾入するを以て、船舶の錨地に便ならず。○半城浦は今柳田村に屬す、武生水の北半里程。

沼津郷　和名抄、石田郡沼津郷。○今沼津村存す、物部郷の西北にして、本島の西岸なり、大字黒崎長峰の二に分つ、黒崎は海東諸國記に「仇老沙只浦三十餘戶、于羅于米浦五十餘戶」など見ゆる者是なり。

那賀郷　和名抄、壹岐郡那賀郷。○今那賀村存す、物部郷の北にして、全島の中央に當る、丘陵の間に家居し、中野郷、國分、住吉等の大字あり、東は田河郷、西は鯨伏郷、北は風早郷に至る。

國府址　今詳ならず、蓋今那賀村大字國分の郡域址即是なるべし。國郡沿革考云、壹岐國府は和名抄石田郡に在りと爲せども、石田郡に於て絕て其址あるを聞かず、蓋誤なるべし、壹岐郡那賀郷に國分村存す、地志提要云、國分村郡域は、鹽津留氏の墟也。○海東諸國記云、古仇音夫郷源經主之、己丑年(我文明元年)受圖書、約歲遣一二船、書稱上松浦鹽津留助次郎源經、己卯年(我長祿三年)遣使來朝書稱、一岐州上松浦、鹽津留觀音寺宗殊、約歲遣一船。

(國分)

按に八幡愚童記に「文永十一年十月十四日申時に、壹岐島の西おもてに、蒙古の兵船つく、其中に二艘より、四百人許おりて、赤旗をさして東の方を三度拜す、其時守護代平內左衛門景隆、其御家人百餘騎、庄三郎が城の前にて矢合す、蒙古が矢は二時ばかりいる間に、守護代が方には二人手負、其敵は大勢なり、されどもつひにかなふべくもあらざりければ、城のうちへ引退て合戦すれ共、十五日に攻落されて、城の內にて自害す」(景隆一書經高に作る)云々と載せたり、此聚落は西岸鯨伏浦より國府を侵せりと想はるれば、庄の三郎が城と云ふも國府にや。

島分寺　今那賀村大字國分の東、中野郷に在り、寬文二年、舊址より移したりき、此寺は延喜式、玄蕃式に「壹岐島、直氏寺、爲島分寺」とある者是也。

住吉神社　今那賀村大字住吉に在り、武生水の北一里餘(手長男神社の北半里程、國分寺の西、鯨伏浦の西に當る。○神祇志料云、壹岐島坐住吉神社は、昔神功皇后韓國より還坐る時、始て之を祭ると云(本社傳記)貞觀元年從五位下住吉神に從五位上を授け(三代實錄)延喜の制、名神大社に列る(延喜式)十八年、太宰府の奏に、壹岐島手長比賣明神社、住吉明神社、鳴動て大鼓の聲の如く、且御體の美石寶殿より出て地上に顯はれ給へり、卜部をして之を卜はしむるに、兵革の兆也と申しき、所謂住吉明神即此神也(扶桑略記裏書)凡九月九日祭を行ふ、今猶敵國降伏軍越の神事あり。(長崎縣神社記)○住吉は海東諸國記に無米要時七十餘戶とある里なり。

伊宅郷　和名抄、壹岐郡伊宅郷。○今那賀村、田河村の中へ混入す、那賀郷の東南に接し、石田郷の北に隣る、大字湯岳(今那賀村へ入る)深江(今田河村へ入る)の二に分れたり、其東濱を八幡浦と呼ぶ。○海東諸國記云「唯多只郷、佐志代官源武主之、戊子年(我應仁二年)受圖書、約歲遣一二船、書稱一岐守護代官、眞弓兵部少輔源武」で

(湯岳)

八幡浦　浦口東に開き、中に二三の小嶼あり、港灣の形狀惡きにあらねど、水淺くして錨泊に適せず、灣の東北角を八幡埼又は長者原埼と稱す。

長者原　八幡浦の北側なる高原なり、今田河村に屬す。地學雜志云、大和本草、壹岐島長者原の海岸に、屛風石あり、其色黃褐なり、軟にして溫石の如し、其紋理、人物禽獸、虫魚草木に類す、而して人物の形狀、中華衣冠の人に類し、本邦人物と相似ず、是乃花紋石なるべし、其形各其物の形体を備へ、魚など只其形の似たるのみならず、頭目鬚鬣尾の形、皆眞と相同じと云々、按するに是第三紀層の頁岩中の魚の化石にや、今も有名なる產地にして、地質は第三紀新期層に屬する火山灰質頁岩より、植物化石の外、魚化石をも產す。

田河郷　和名抄、壹岐郡田河郷。○今田河村是なり、伊宅郷の北にして、其海灣を蘆邊浦と云ふ、民家を諸吉と呼ぶ、蘆邊は海東諸國記に阿神米沙只浦、頭音甫浦などある地歟。○水路志云、蘆邊浦は壹岐島の東岸に在りて、八幡浦の北に隣れり、灣形東方に開き、北東の風には狂浪衝入し、且灣內甚狹く、大船を容るべき好錨地なし、灣の南北兩側に小澳あり、倶に和船の泊地なり。

(諸吉)

高御祖神社　神祇志料云、今諸吉村にあり、顯宗天皇の御世月神の神教に依て、高皇產靈尊を祭らしむ、本社此國にあるは蓋此故也、延喜十八年、太宰府奏さく、高御祖名神の社內鳴響き、火耀きて東に飛去ることあり、此は兵革の兆なりき、卜部等卜申す由を奏しき即此神也。(扶桑略記裏書)○按に、此社は其田河郷に鎭座するより推して、高坐祖神なるを知り、壹岐直の祖神歟と想像せらる、然るに顯宗紀に「月神著人謂之曰、我祖高皇產靈、有預鎔造天地之功」云々とありて、高皇產靈神と爲す、一は一家の祖神にて、一は天地の主宰也、一は一島の土地神にて、一は六合の造化者也、且月神と云ふも壹岐直の祖神歟と疑はるゝ節あれば、是は神祇の本体の上につき、特殊の敬仰より普遍の信仰に移れる一徴とす、扶桑略記裏書に高御祖と云ひ、高御產靈と唱へざりしは、島人は猶特殊の祖神と信じたる證明なり。

潮安郷（シホヤス）　和名抄、壹岐郡潮安郷。○今詳ならず、諸郷村の布置より略推すれば、箱崎村に當る、即(潮南)那賀郷の東北にして、田河郷廣瀨浦の北岸なり、高山寺本潮南に作る、いづれか是なる、潮南と云ふ面白く聞ゆ。

箱崎（ハコザキ）　今箱崎村と云ふ、海東諸國記に「壹岐島十三里、波古沙只一百五十餘戸、信昭于七十餘戸、侯加伊一百三十餘戸、阿里多五十餘戸」など見ゆ、此なるべし、魚釣山は箱崎の北嶺也。

月讀神社（ツクヨミ）　神祇志料云、今箱崎村に在り、(正慶元年棟札、壹岐國式社沿革考)月讀尊を祀る、(日本書紀、延喜式)顯宗天皇御世、阿閉臣事代任那に使する時、月神の神教を得て、高皇産靈神を祭らしめ給ひき、所謂月神蓋此神也、(日本書紀)貞觀元年從五位下月讀神に從五位上を授け、(三代實錄)延喜の制名神大社に列る。(延喜式)○按に天神本紀、饒速日尊天降の時、供奉三十二人の中に、天月神命、壹岐縣主等祖と云が見ゆ、顯宗紀の壹伎縣主の先祖月讀、即此天月神命にして、國造本紀に壹岐島造祖天津水凝と見ゆるも即月神命の別號にや。然るに顯宗紀に月神とあるは、神代卷の月讀尊に疑似するのみならず、延喜式には明白に月讀神社と錄したるは、古傳ながら自ら沿革のあることなるべし。(三代實錄、仁壽三年の條にも山城國月讀神の託宣見ゆ)此月神の神裔は三代實錄「貞觀十四年、伊伎宿禰是雄卒、是雄者壹岐島人也、本姓卜部、改爲伊伎、始祖忍見足尼命、始自神代供龜卜事、厥後子孫、傳習祖業、備於卜部、是雄卜數之道、尤究其要、日者之中、可謂獨步」と見ゆ。

瀬戸浦（セト）　箱崎村の東なる小澳なり、廣瀨浦の東北に接す、海東諸國記に、世渡浦三十餘戸と錄したり。北磯文草云、瀬戸、距勝本、僅二十里、海灣而猶勝本也、夕虹見東螢、乃田天窓、臨眺、南岸已昏、隱々見人家墻壁、時識月懸空、淪波盈灤、漁艇來往其上、亦可以爲旅況矣、八日際食、戎船、昧旦而出、彩雲東布、或如朱或如金、閃爍不可言、俄而一輪涌出洋中、亦奇觀哉、是日風帆正快、平度外洋。

按に、蒙古の壹岐を犯せるは、弘安四年五月の事とす、伏敵編に、五月三日蒙古軍四萬人戰艦九百艘を以て合浦を發す、二十一日、高麗軍壹岐を犯す、松浦黨諸士等兵を發して防戰す死傷あり、賊船轉じて宗像(筑前)に向ふと述べ、東國通鑑に「忠烈王七年五月、戊戌、元以舟師征日本、諸軍向一岐島、船軍一百十三人梢工三十六人、遭風失其所之、辛酉、忻都洪茶丘金方慶、至日本世界村大明浦、使通事金貯檄諭之、金周鼎先與倭交鋒、諸軍與戰、六月、諸軍與日本兵力戰、累不利、且范文虎過期不至、議回軍、曰聖旨令江南軍、與東路軍、六月望前、必會于壹岐島、今南軍不及期、其將奈何、既而文虎以戰艦三千五百艘蠻軍十餘萬至、適値大風、軍皆溺死、屍隨潮汐入浦、浦爲之塞、可蹈而行」と見ゆ。五月の入寇より閏七月一日の覆亡まで、賊軍の本島を占據したること想ふべし。然るに瀧造寺文書に七月二日、瀬戸浦合戰の事を載せたり、蓋壹岐の賊有と爲れるを恢復せんとて、我より進擊したる歟、其後賊の船大に至り肥筑の海上を掩ひ、終に颶風に會へる也、「去年異賊襲來時、七月二日、於壹岐島瀬戸浦、令合戰由、事、申狀並證人起請文、令披見畢、可令注進此由於關東候、謹言、弘安五年九月九日、時定(花押)瀧造寺小三郎左衞門尉殿(季時)」云々。○太宰管内志云、筥崎宮古文書に「八幡宮神領壹岐島、瀬戸桔原兩村事、松浦小豆彌五郎、大島三郎左衞門尉、町田平三已下輩、被押妨狼藉云々、然事實大招咎歟、所詮嚴密退非妨人等、可沙汰村方於雜掌交可明□志儀之狀、如件、觀應二年十二月廿一日、(在判)松浦志佐左近將監殿」とあり、是も海東諸國記に見えたる、志佐氏の先祖なるへし。

魚釣埼（ウヲツリ）　箱崎村の東北、魚釣山の尾なり、即本島の東北端とす、魚釣山は一名五百擔山と稱し、高四百二十尺、雄嶽雌嶽の二峰に分る、稍火山なり。

可須郷（カス）　和名抄、壹岐郡可須郷。○今香椎村と云ふ、即本島の北端なり、此郷は海東諸國記に「加愁郷、佐志代官主之」と載す、佐志は蓋志佐の轉倒にして、下松浦志佐氏の領知たりしを云ふ、此地或は風本（カザモト）浦と云ふ、可須本浦の義なり、海東諸國記には「風本浦、倭訓間沙毛都于羅」と錄せり。

(本風)

勝本浦（カツモト）　又風本（カザモト）浦と云ふ、即香椎村の港灣を指す、前面に名烏（ナカラス）、若宮島等の岩嶼横たはり、港内狹隘なり、郷野浦を距る十二海里、對州鰐原を距る四十海里。水路志云、壹岐北岸の勝本浦は、和船の錨地とす、灣内狹隘、且多石なり、灣の北面にある諸島は、僅北風の強浪を防ぎ得ざるを以て、船舶は此灣に錨泊すること至難とす。○北磯文艸云、一岐島勝本(中略)時升郡廳縱目、天日不炎、山樹濃潤、大抵是地沃壤、與對馬大異、邊山閒田、層々成級、山上坦夷、左右列松、宛似中原所在云、浦口數百戸、頗是殷賑、土肥氏者尤稱富豪、擁宅第頗、如府第、蓋備邦君巡撫也、土肥以屠海鯨爲貨、凡屠海鯨爲貨者、貨甚大焉、其屠賞宰割之法、詳繁不可備言、一艘列置、置大鑊凡三十六、用煎其脂也、它准可知矣、海岸風穢、路五十里、臭猶而往、其土堅緻如石、内有木葉或魚形、剖裂而見、殆亦滄桑所化邪、取一二塊歸。

風早郷（カザハヤ）　和名抄、壹岐郡風早郷。(高山寺本風本に作るは誤れるならん)○今鯨伏郷と相混同す、即鯨伏村の北なる大字本宮（ホングウ）を風早の所地とす、可須郷の南に接す。○本宮山は高三百尺、山中に延喜式兵主神社あり、此山魚釣山の西方に連り、共に海上の望標たり。

(山宮本)

鯨伏郷（イサフシ）　和名抄、壹岐郡鯨伏郷。○今鯨伏村の中、大字立石（タテイシ）の邊に當る、風早郷の南、那賀郷の西

(立石)

とす、海灣あり湯野本村と稱す。○萬葉集仙覺抄云、壹岐風土記曰、鯨伏在郡西、昔者鰐追鯨走來、隱伏、故云鯨伏、鰐並化爲石、相去一里、俗云鯨爲伊佐。○按に立石（タテイシ）の大字は、風土記の化爲石の故事に因るもののごとし、又海東諸國記に「多底伊志九十餘戶、毛而羅五十餘戶、侯計八十餘戶、戶應口五十餘戶」など見ゆ。

湯野本浦（ユノモト） 又本湯浦（モトユ）と云ふ、今鯨伏村大字立石に屬す、其海灣は西北に向ふ。○水路志云、湯野本浦は一深入灣にして、灣口に手長島（高さ一六一呎）角嶋島、アセ島等の數嶼あり、又灣内には暗礁多きが故に、大船を入るるに至難なり、湯野本邑は人口約四百、物產は魚類にして、又温泉あり。

阿多彌神社（アタミ） 今湯野本浦の事坂に在り、延喜式壹岐郡の小祀にして、温泉の神なり。○立石温泉は、鄕本武生水を去る各二里、泉質鹽硫の二氣を帶び、疥癬梅毒に宜しと云ふ、温百八度、應營王寺の境内にして、海濱に在り、源池に木槽を架し、溶汚せしむ、水深一尺五寸を程度とし、之を過ぐれば温を減ずと云ふ。海東諸國記云、毛都伊浦一百戶、護軍三甫郎太郎、賊首護軍藤永繼子、辛巳年（我寬正二年）受圖書、來賜米豆幷十石、司正有羅多羅、又名可文愁戒源貞、乃三甫郎太郎之兄、戊寅年（我長祿二年）受職司正、豆留保時藤九郎次子、庚寅年（我文明二年）受職長子也、三甫羅今來侍朝、爲司正。○按に毛都伊浦は本湯浦にして、卽立石邑ならん、海東諸國記に毛都伊浦人宮内四郎、戊寅年彼國に遣船したる事をも載す。

伊周（イス） 和名抄、高山寺本に載せ、壹岐郡の驛家とす、延喜式は壹伎島驛馬傳馬各五疋とあるは、一驛の脫漏せるを想ふべし、これは對馬航路の水驛なるべけれど、今其名を聞かず、イスと訓むべし。

對馬國

(津島)

對馬國（ツシマ） 壹岐島の北西約三十三海里、宇久島（五島列島之一）の北約五十五海里に在り、面積四十四方里、今上縣下縣の二郡に分ち、人口三萬、長崎縣の所轄にして、島廳を置き之を治す。○水路志云、對馬長約卅七海里、濶約六海里にして、其中央劈開して大口（オホクチ）と稱する一大灣をなし、南深入して東方に出で、高潮の時は島形分れて二部となる、其南部を上ノ島といひ、其北部を下ノ島といふ、島岸は概して屈角灣嶼の出入多く、竹敷、鷄原、網代、鴨居瀨、阿須等の港灣あり、島の南西端を豆酘（ツツ）崎といひ、北端を三島或は鰐島といふ、此兩角附近に二三の岩礁あれども、其他は距岸一海里半以外に於ては、危險を見ず、土地多くは磽瘠にして、播種に適せず、居民利を海產に取り、穀を内地に仰ぎ、又朝鮮に通商し其生計を營む。

諸國名義考云、對馬は萬葉集「百船の泊る對馬」とよみ、韓國往來の船のとまる津なる島なり、對島の字は魏志に見ゆ、此方にて津島といふを、彼國に聞傳へてかくはかけるを、やがて書紀、和名抄等に取用て、對馬島とかかれたり、津島の假字に對馬とかかむはさもありなむを、島字を添られたるこそいと心得ね、島島を重ねて云名はあるべきことかは、敏達紀に津島とある、これ古の書さま也。○釋日本紀云、私記曰、案古事記、只云津島、今此云對馬島如何、答其義正同、今俗謂對馬爲津也、島如字、而今人ツシマシマと謂之者非也 ○今按に、對馬は津島の義なるべしと云は最適し易き說なり、然れども島中に豆酘郷の名あれば、豆酘島と呼べる者再轉して津島と爲れるにあらずや、疑なきにしもあらず、北史隋書の倭國傳に都斯麻と記す。（後世對馬州を修して對州（タイシウ）と云ふ）

(對州)

對馬は古事記二神產島の段に「津島亦名謂天之狹手依比賣」と載せたり、神功皇后の征韓役、此島の和珥津を經由して新羅に入り給へり、是より韓國往還必由の路と爲る。又漢魏の交通は、路韓國に由れるを以て、對馬筑紫等の事、漢人之を錄せり。○魏志云、自帶方循海、歷韓國、乍南乍東、至拘邪韓國（今朝鮮慶尙道金海）七千餘里、始渡一海千餘里、至對馬國、其大官曰卑狗、副曰卑奴母離、所居絕島、方可四百餘里、土地山險、多深林、道路如禽鹿徑、有千餘戶、無良田、食海物、自活乘船、南北市糴。○對馬國貢銀記云、對馬島者、在本朝西極、屬大宰府、孤立海中、四面絕壁、自博多津西向飛帆、一日到壹岐島、自斯又到對馬島一日、自非大風不得渡矣、與高麗隔海、北口金海府、牧野之馬、苗札之布、分明宜見、其近可推、而彼國之無窺窬心、八幡大菩薩之威神也、欽明天皇之代、佛法始渡吾土、此島有一比丘尼、以吳音傳之、因茲日域經論、皆用此音、故謂之對馬音、全無田畝、其耕白田、或貢蕎麥稅、至此島以大豆爲正稅、島中珍貨充溢、白銀鉛錫、金漆之類、長爲朝貢。○西州投化記云、袁晉卿又曰袁信卿、唐人袁濤塗之後也、（續日本紀、姓氏錄、三代實錄）天平七年、從遣唐使來朝、時年十八九、通曉雅文選音、因授大學音博士、經大學頭、爲玄蕃頭、寶龜九年、賜姓清村宿禰、（續日本紀）袁晉卿唐人也、與袁信卿歸化、（三代實錄）初來于對馬、傳吳音、學國學之、因名曰對馬音、後袁信公來于博多、傳漢音、謂之漢音、（蘿苑日涉、引密菴三密抄）按袁信公、蓋袁信卿之誤也。延喜式、對馬島は下管、上縣下縣と注し、和名抄之に同

し、加[illegible]を訓したり、後世加[illegible]阿加多を[illegible]加多と呼び、而て和名抄北郷を錄するに當り、上下を倒置したり、今之を訂正して採用す。○古事記云「天菩比命之子、建比良鳥命、對馬縣直之祖也」と、而て國造本紀井に天神本紀に據れば、對馬縣直は天日神命の後とす、日神は即天菩比命建比良鳥命の裔にあたるごとし、謂ゆる天孫なり。然るに國造本紀に「津島縣直、橿原朝、高魂尊五世孫、建彌己己命改爲直」と、姓氏錄に津島朝臣、津島直を天神の部に編め、中臣雷大臣命の後と云ふに合ふも、天孫建比良鳥命を云ふに背く。蓋二流ありて、初め天孫氏なりしが、後は天神氏を爲れるにや、國造本紀に橿原朝とあるも疑あれば、何の世にか此島の造は改替せられし也(背命神社高御魂神社を參考すべし)三代實錄、天安二年、對馬下縣郡、擬大領下直氏成、上縣郡擬少領上直仁徳等、率部内百姓首從十七人、發兵射殺國守」などあれば、縣直の裔孫の猶歷々たりしを觀るべし、鎌倉幕府の時、宗重尚阿比留氏を討滅し、是より宗氏永く島主を爲る、阿比留蓋ふらくは古縣直氏の後裔ならん。宗氏の時、二郡諸郷の名稱を改め、八郡を置きたる事あり、

宗氏家譜曰、對州之地二郡、曰上縣曰下縣、上縣郡有豐崎、佐護、伊奈、三根四郷、下縣郡、有仁位、與良、佐須、豆酘四郷、中古以來、呼八郷曰八郡、不呼二郡、而或有依舊呼二郡名者。

天智帝の時、韓國本朝の德化を離れしより、國際の紛擾を避けんが爲めに、專ら通交斷絶の主義を以て、歷代の大法と爲せり、故に防人烽燧船舶等の事、多く史冊に著る。其後延喜延長中、新羅の僞王屢ば貢使を對馬に送り、進貢を請ひ、文治中對馬前司藤親光高麗に脫走したる等の事あれど、共に通交斷絶の主義を以て之を處分したり。僞王貢使の事は、本朝文粹扶桑略記に載せ「答新羅返牒[illegible]對使人等事、使[illegible]當國之[illegible]、[illegible]擬、[illegible]昔扶桑、觀積世信、[illegible]、所自曾子[illegible]道、[illegible]言猶[illegible]、一千年之期約呼論、三百歲之生[illegible]北、(中畧)如牒、都統鄧公、內撥國亂、外守王盟、鬥彼興賢、孰不欽貴、然任土之琛、筆主所貢、朝天之禮、陪臣何敢、(中畧)延喜年月日」、また扶桑略記「延長七年五月十七日、新羅國使張[illegible]等二十人、來着對馬島、持送太宰府司書狀并信物、又送島守坂上經國書、及信物等、請向府、[illegible][illegible]云、[illegible]國如古欲進調貢、爲當大府卿、奉向[illegible]等云々、島司守[illegible]法拘留、[illegible]等齎持牒云、本國之王、深存人覲之情、重致使信之勞、空從中途歸去、與命難存、島司猶拘使、以事由言上府、々即申太政官、其返府書、序欲事朝庭之由、返島書、謝送歸彼國飄蕩人之事、先是去正月十三日、新羅[illegible]易海藻於對馬島之□、飄蕩着對馬下縣郡、島守經國、加安存給粮食、井差加擬通事長岑望通、撿非違使[illegible]景等、送歸金州、三月廿五日、送景[illegible]還來申云、金州王[illegible]、[illegible]井數十州、稱大王、望通等到彼州之日、便座[illegible]、[illegible]曰、常有宿心、欲奉日本國、前年不勝丹款、進上朝貢、而稱陪臣貢調、被返却也、一日欲稱[illegible]者、且爲奉本意、本意已遂、裝船持進朝貢之間、汝等幸過來、因拘留望通、[illegible]景」など見ゆ。又親光の事は吾妻鏡、藤原親光、在對馬任國、而平家在世時、憚之再三、親光無[illegible]也、平知盛[illegible]少武種直、使對馬國、種直郎從、高太郎太夫經直、拒押使宗房等、渡海而攻親光之城、押領國稅、無據[illegible]之、過而赴高麗、高麗王授三箇國、以臣爲、參州[illegible]、鎌倉命、遣船於對馬、迎親光、時在高麗、島守河内五郎義長、告高麗、招親光、高麗王授寶物等、以大船三艘、送日本。○東國輿地勝覽に「對馬州、舊隸我鷄林、未知何時爲倭人所據」と論す、是は對馬の島たる朝鮮に近く、其山相地脈の全く朝鮮に同しきを以て、此疑を生ぜるにや、然らざれば、中世島主宗氏が餘に米穀を朝鮮に仰ぎたるより、[illegible]誤を生[illegible]したる者か。宗氏の[illegible]貢を[illegible]ける一[illegible]は、[illegible]して交隣往復の大役を爲し、[illegible]宗氏は釜山浦に館を置き、[illegible]。○東國[illegible]、申叔舟著宗貞國書云、我與日本、[illegible]、年代甚久、自我朝開國、貴島始[illegible]、貢[illegible]我、貞盛[illegible]、及其長年、不[illegible]和[illegible]、島人[illegible]、使[illegible]、子孫我先王[illegible]恕、遣兵問罪、數年之間、往來不通、貞盛乃與島之[illegible]老、遣使[illegible]、又海東諸國記云、對馬島宗氏、世爲島主、其先宗慶死、子靈鑑嗣、靈鑑死、子貞茂嗣、貞茂死、子貞盛嗣、貞盛死、子成職嗣、成職死、而無嗣、丁亥年、島人立貞盛母弟盛國之子貞國、爲島主、郡守而下土官、皆島主差任、亦世襲、以土田鹽戶、分隸之、爲三番、七日相遞會、守島主之家、郡守各於其境、踏驗損實、收稅取三分之一、又三分其一輸二于島主、自用其一、在海東諸國、[illegible]之往來於我者、必經之地、皆受島主文引而後來、島主而下各遣使船、歲有定額、島主歲遣五十船、如有不得已報告事、數外遣船、則謂之特送、歲賜米豆井二百石。○宗氏世系私記云、貞盛、嘉吉三年、朝鮮使來對州、送之稱州兵庫浦、禮曹、且副書貞盛、請諸州各爲歲船之約、對州稱之曰小送使、大抵實爲海賊者、往請約船、不可則怒、拔刀以相恃、故與圖印、各爲歲船之約條也、貞盛歲遣五十船、或有事別遣船、則稱特送、無定數、此外諸州牧主、井對州宗族家臣、或有歲遣一船者、或有一二船者、諸州歲船必受對州文引、若無宗氏文引、則朝鮮不接待之、貞盛以柚谷盛安等、掌隣交之事、梅林寺住持識僊、主幹於交書事、此比武士不知文字、唯使釋氏作文書、不知其書法之以若何也、若事進滯、則歸罪於釋氏之不能、故不得已、而專[illegible]以論事於彼也、朝鮮慶尚道内、熊川之乃而浦、東萊之釜山浦、蔚山鹽浦、號三浦和館、對州歲船二十五艘、泊釜

山浦、其外諸國歳船各任意、分泊三浦、九州諸家、所遣謂之小送使、爲米豆二三十石、遣各船一艘、則不足償雜用、依之送使四五合一船而渡之、後把其旗印、賣他人、對州商人買之、而往朝鮮、出旗印、受米豆。對馬編年略云、嘉吉三年癸亥、朝鮮使來對馬、令請降交、先是三浦戶數約六十戶之處、次第日本人家相増之間、去永享八年、依朝鮮請申之刷還、常州人在被國者、爲六十戶了。海東諸國記云、對馬島八郡、豐崎郡或稱都伊沙只郡、豆豆郡、伊乃郡、卦老郡、或稱仁位郡、要羅郡、美女郡、雙古郡、尼老郡、戶皆沿海浦而居、凡八十二浦、南北三日程、東西或一日、或半日程、四面皆石山、土磽民貧、以煑鹽捕魚、販賣云々、島主牧馬場四所、可二千餘疋、馬多曲背、所產柑橘木楮耳、南北有高山、皆名天神、南稱子神、北稱母神、俗尙神、家々以素饌祭之、山之草木禽獸、人無敢犯者、罪人走入神堂、則亦不敢追捕。○對馬は地味瘠せて、自ら耕食して足らざるが爲め、古來常に憂患あり、故に種々の手段を假り之を救へり、其一例には三代實錄「貞觀十八年、太宰權帥在原行平、起請二事、其一事、請當壹岐島水田一百町、使充對馬島年粮、曰檢文簿、六國一年所漕運對馬島年粮、穀二千斛、運貢幷雜田科穎、三萬四千五百十束、運貨穀一萬七十四束、幷綱丁挾抄水手百六十五人、徭丁稻三千二百八十束、凡厥所費大畧如件、而往古以來、全到者稀、年中漂五六之三四、以故運輸之國、人物徒盡、損領之島、糧儲常空、謂撿故實、延曆以往、件年粮穀、從六箇國、運送於壹岐島、壹岐島受領轉漕於對馬、而大同以來已停止、依以古人遠圖、深達物理、但令六國漕運、猶未由救贍、因撿、壹岐島課丁二千餘人、雖是半輸者也、千人貢御油、千人進府儲油幷雜穀等、又同島水田六百十六町、而死者口分幷逃死口分、國造田等一百餘町也、今商量役千丁營百町田、其穫易於反掌」ともあり。○産業事蹟云、對州之主陶山庄右衛門儒學を以て登仕、元祿十二年奉行たり、時に年四十三、是より先き國內猪害甚しく、農民之を苦む、庄右衛門夙に猪を殲し、民を濟ふの志あり、爾後精思焦慮、是に至り同僚平田類右衛門と建議して事を擧ぐ、全島分ちて九區となし、毎區に格欄(方俗木庭(キニハ)と云ふ)を作り、縱橫交互枰の如し、毎年十一月より翌年二月に至るを期し、各鄕の人民をして、交々相騎獵し、計畫遺策なく、州の北端豐崎より南極豆酘に至る、忍耐從事、茲に十年、猪鹿遺類なく、被害全く息み、農民永く其德を頌す、陶山氏又孤島自食の策を建て、(陶山氏撰、津島紀畧云、我州の諸穀其登二萬三千石、米三千石、稷三千石、蕎麥八千石、大小豆六千石、之を積けて三萬石と爲す、人口一萬五千を養ふに過ぎず、雖ゆるに蔬菜を以てするも一萬八千口を養ふに足らんのみ、而も今州中三萬二千の人口あり、故に肥前基肄郡の貢米を食するもの四千人、筑前の買米を食するもの三千人、朝鮮の貿易米を食するもの七千人、一旦警ありて貢買貿易の路ふさがらば、何をか食せんとす)曰く戶口減削せざれば、國用日に究し、憂苦の至るや必せりと、寶永三年島主命じて客戶勘査の事を掌らしむ、名けて旅人吟味役と曰ふ、之を行ふ廿餘年、減ずる所三千百九十五口、又廳を城南に設け、老羸告ぐるなき者を收養し、人毎に衣食を給し、流離顚沛の歎なからしむ、其他民を濟ふの法、今に至りて人其德に賴る者、枚擧に堪へず、嘗て曰く、海島孤立、食を他國に仰ぐ、豈に性命を保つの義ならんやと、終身韓國の糧米を食はず、唯菽麥海藻を以て食とす、常に韓糧を食ふ者を斥て曰く、義役の韓民に同じ、故に身を以て之に先ち、推して以て人に及ぼさんと欲すと、歿後今に至て、對州の士民之を稱す。

對馬海峽(ツシマ)

對馬壹岐の間を、東北日本海より西南支那海に通ずる水道なり、世界地圖或は高麗海峽と標示す、熱帶潮流、西南より來る者、五島を掠め之を過ぎ、日本海に入ると云ふ。

魏志に「對馬國、南渡一海、曰瀚海、至一支國」とありて、原註に瀚海北海也と見ゆ、或云、瀚海(カンカイ)は後世轉訛して玄界と爲ると、然れども玄界は筑前の北洋にして、對馬海峽の東南に瀕る、相混同すべからず、或云、神代紀に海北道中と云語ありて、宗像の洋上(玄界洋)三島相連り、以て韓國に至る者、之を海北道中と稱す、漢人此海北の語を聞き、譯して瀚海と爲せるにやと。

(瀚海)

在貝根(此三字一說大布根と云ふ)對馬の渡海中に幣とり向けて早かへりこむ、(萬葉集)船出せしはかたはいつらつしまにはしらぬ新羅の山ぞ見えける、(夫木抄)

津守國基

上島(カミノシマ)

對馬の南島にして、卽下縣(シモアガタ)郡なり、東西約二里半、南北約五里半、豆酘(ツツ)の神埼を南極とし、北は大口海灣を以て下島と相分る、古への與良、豆酘、賀志、鷄知四鄕の地にして、近世は與良、豆酘、佐須の三鄕を以て諸村を總へたり。

(下縣郡)

與良鄕(ヨラ)

國郡沿革考云、下縣郡國府の所在は與良鄕なれど、和名抄に之を載せず、蓋脫漏せしなるべし。○按に與良鄕は上島の東岸にして、豆酘鷄知の間に介在し、亦自ら一鄕の域たり、和名抄之を缺けるは、脫漏必せり。海東諸國記に、要羅に作り「要羅郡、島主自守」と錄する者是也、今嚴原町幷に尾浦(ヲウラ)、久和(クワ)、內山、小浦(コウラ)、南室(ナムロ)、根緒(ネヲ)の諸村なるべし、與良中村は嚴原の大字に遺れり。

國府址(コフ)

今嚴原町、舊名府中と云ふ、卽此に在り、又國府八幡の名遺れり。○和名抄、對馬國府、在下縣郡、延喜式、海路四日。國郡沿革考云、今與良鄕府中存し、天文中、宗將盛佐賀鄕より移て之に居り、世々治城となす、

明治の初め嚴原と改稱す。津島紀事云、嚴原は舊事國記に古字に作り、國書紀登壇必要に寄に作り、俗に府中又府内と云ふ、舊文書に國府を與良とするもあり、與良は府の本號なれば也、國內に稱原、日吉、金石等の名あり、東南岸を邪良崎と云ふ、今府城は金石の地に在り。舊史を按するに、對馬には諸國吏員の外に弩師(三代實錄三代格)新羅譯語(日本後紀三代格)大唐通事(延喜式)と諸官ありき。

(國府八幡宮)

和多都美神社

今國府八幡宮と云ふ、嚴原の屋敷町清水山の下に在り。三代實錄、貞觀十二年、從五位上和多都美神に正五位下を授け、延喜式、名神大社に列す。脇宮平神は續後紀、承和八年、無位平神に從五位下を授けたまふとある者是也 ○按するに對州に和多都美神數座ありて、後世皆八幡神と稱す、蓋古傳の遺れるに由る 八幡神は古へ應神天皇を祭る者にあらずして、彥火々出見尊を祭る、八幡の比賣神は即海神豐玉姫を云ふのみ、大同類聚方に、對馬國忍海造大國と云ふ人名を載す、此國にも海部の部族ありて、之を統領せる忍海造の居りしを知る、和多都美神は直に海部の氏神とも見做すべし。紀事云、本州には木坂八幡を本宮とし、或は上八幡と呼び、府中の八幡を新宮とし、異測なるを城八幡と云ふ、社說は本宮は欽明天皇の時建立、新宮は天武天皇の時とし、いづれも八座の神を祭ると、東鑑に、對馬守源親光、八幡宮以下の鎭守六十餘社の寶殿を修理する事を載す、府中八幡の樓門棟札に、此八幡は筥崎より勸請すとあるは誤れり。紀事云、國府八幡は下津綿津見宮とも云ひ、先妻の前、新妻の前に八幡神を合せ祀る、先妻新妻は海神の女玉依姫豐玉姫をさし奉る、文明八年の棟札に當社は雍州男山八幡宮の原廟と記す、甚き誤也、本社に鐘樓あり、古鐘を懸く、口徑一尺八寸六分長二尺四尺、(此鐘は其圖を觀るに、謂ゆる朝宮形の制なり、龍頭に旗差あり、九乳鑄生はあれど乳形なし、天人の模樣を鑄たり)銘云、

「天寶四歲乙酉、思仁大角干、爲賜夫只山村、无盡寺鐘成、敎受內成記時願助在衆郞僧村宅方一切檀越幷成在願有者一切衆生苦樂得敎受成在節鐘乃秋長幢主」

古文書に、大治三年權大僧阿比留眞良神田を奉り、放生會の用途に充つ、是れ祖父已基の奉りし所を、父思好遂亂しければ也と見ゆ、又本社の側に平神社あり、俗に軍嚴と云ふ、日本武尊を祭る、祇園社あり是は延喜式宇努神なるべし、此八幡の供僧は、往時太平寺の住侶之を勤めたり。

印鑰神社

紀事云、御印鑰は政所の守護神也、神體二座、印とは國司官司の正印にして、鑰とは府庫の鎖鑰を云ふ、國司の印は公式令に見え、諸國の鑰は文武紀(大寶二年の條)に見ゆ、其他續紀以下の史書に多く散見するが如し、本州にては府の政所を寶曆中より執政寺と名づけ、印鑰を崇敬したるに、享祿元年、火災にあひ社殿燒失し、印鑰とけ流れたり、最惜むべし、國府八幡宮の古文書に、

留守所下、在廳等可早令免除二季御祭勤仕之舍人等、肆綜之簽之事、

右件人等、印役之神事、勤行條尤以不便也、於向後者、可令免除役簽者、在國宜承知、無令遺失、故下

建曆二年十二月日　目代右衞門少尉藤原朝臣

印役にも作れり。○印鑰宮は、諸州にも往々遺存するものあれど、其傳說明了せず、本州の所傳頗其實を得る如し。

清水山

天正十九年十月、豐臣公の命により、國府の西清水山に築城す、毛利兵部高政の指圖なりしとも云ふ、是朝鮮征伐の時動座あらんが爲めなり、城廓を一丸二丸三丸に分つ、兩朝平壤錄に、關白肥前壹岐對馬の三所に城くと見ゆる是其一也。

島分寺

今國分寺と稱す、嚴原日吉に在り、文明中、宗貞中興す。○扶桑略記云、寬平六年九月五日、對馬島司言、新羅賊徒船四十五艘到著之由、大宰府同九日進上飛驛使、同十七日記云、卯時、守文室善友、召集郡司士卒等仰云、汝等若箭立背者以軍法將科罪、立額者可被賞之由言上者、仰訖、即率列郡司、前守田村高良、令反閇、即島分寺上座僧面均、上縣郡副大領下今主等、爲押領使、百人軍各結廿番、遮絕賊移要害道、豐圓春竹率弱軍四十八、度賊前、凶賊見之、各鏡兵而來、向守善友前、善友立楯令調弩、亦令亂聲、時凶賊隨亦亂聲、即射戰、其箭如雨、見賊等被射幷遁歸、將軍追射、賊人迷惑、或入海中、或登山上、合計射殺三百二人、就中大將軍三人、副將軍十一人、所取雜物、大將軍縫物甲冑、貫革袴、銀作太刀、纏弓、革胡籙、充簽保呂、各一具、已上附脚力多米常繼進上、又奪取船十一艘、太刀五十柄、桙千基、弓百十張、胡籙百十房、楯三百十二枚、僅生獲賊一人、其名賢春、即申云、彼國年穀不登、人民飢苦、倉庫悉空、王城不安然、王仰爲取穀絹、飛帆參來、但所在大小船百艘、乘人二千五百人、被射殺賊其數甚多、但遺賊中有最敏將軍三人、就中有大唐一人。按に寬平六年の來寇は、島內何地に接伐せしにや詳ならず、其島分寺僧の之に從軍したるを以て、假に此に係く。○紀事云、島分寺初め金石に在り、天安元年燒失後假に其西北隅に建つる所ありしが、文明年中、島主盛順島分寺址に屋形を移建てたり、金石の地は東に市の川あり櫻川あり、西は山道にして、北に清水山あり、四神相應の勝地とぞ、天和三年、國分寺の舊境を以酊庵に附與せられ、國分寺を日吉に移建す。

(金石)

(以酊庵址)

以酊庵は舊島分寺の址に在り、臨濟宗を奉じ、田祿百石、宗氏朝鮮通交の事を掌れる時、本寺の僧を以て記錄文書の任に當てしを以て、京都五山の寺院より輪番して、明

治統新に至り、後途に廢す。○天正十七年、宗義智、其臣柳川調信と朝鮮に入り、豐臣氏の命を傳ふ、博多聖福寺の玄蘇長老、書翰役として之に從ふ、已にして軍起るや、玄蘇軍中に在りて陣僧の役を執る、慶長九年、德川氏朝鮮と和好を議す、玄蘇又其事に參與す、同十六年、玄蘇住庵を嚴原に建てゝ、以酊と名づく、天文六年丁酉を以て生辰を爲せば也、玄蘇死後、以酊庵と國分寺の地を交換し、五山長老の輪番所と爲す、玄蘇は初め西山寺に居りしにや、萬曆二十三年、明主より玄蘇に本光禪師の號を授くる割符、朝鮮國主より玄蘇に贈りし仙巣銅印等、皆西山寺に所藏す、西山寺は宗貞盛の末子宗鎭、永正九年開基す、臨濟宗。

嚴原（イツノハラ）

（阿須）今嚴原町と云ふ、舊名府中、又與良中村と曰へり、全島の首邑にして、島司の廳舍在り、東南に小湊あり、阿須（アス）浦と云ふ。○水路志云、阿須港は上島東側に在りて、東南の風を除く外、良好の錨地とす、嚴原町は港の北支頭に通する山間の低地に布置す、此港は朝鮮釜山浦との互市最盛大にして、和船はすべて石造防波堤の内に繫泊す。○嚴原より長崎へ百八海里、(平戸まで六十四海里) 朝鮮國釜山へ六十海里。

府中城址（フチウ）

（棧原）宗氏の故墟なり、地名棧原（サジキバル）といふ、宗氏は蓋寛元以降世襲の島主也、江戶幕府は朝鮮修交の事を掌らしめしを以て、特に禮遇を厚くし、十万石の城主に比擬したり。○津島紀事云、文祿四年四月、豐臣公より薩州出水郡一万石の地を我義智公に賜ふ、朝鮮の戰功を賞せられて也、慶長二年、豐臣公巨濟島を義智公に賜ふ、朝鮮の南境に在り、慶長四年、肥前の基肄養父二郡の地(凡一万二千八百石)を以て出水郡に代へしめらる云々。

地誌提要云、鎭府の時、少貳氏壹岐を管す、島人阿比留國信從はず、寛元四年、宗重尚(平知盛の孤知宗、難を避けて來り、母氏を冒し宗氏と稱す、其子重尚是なり) 國信を滅して終に地頭となり、少貳氏に屬す、文永中、元寇來寇す、重尚の弟助國力戰して死す、正平中、助國の曾孫經茂始て守護に補す、應永中、經茂の曾孫貞茂三根郷佐賀に居る、嘉吉三年、其子貞盛始て朝鮮と貿易す、文明中、其孫貞國從て國府の中村に居る、享祿元年、貞國の後四世將盛、與良（ヨラ）郷金石（カネイシ）に治す、後五傳して其少子義智（ヨシトシ）嗣て立ち、豐臣氏に屬し、州守に任じ、肥前の田萬石を加賜す、關原の役西軍に應ず、朝鮮聘事に任ずるを以て罪を免れ、封邑故の如し、寛文六年、義智の孫義眞徙て棧原（サジキバル）に治し、府中と改稱す、王政維新、府中を改めて嚴原（イヅノハラ）と稱す。

按に宗氏(惟宗姓)の祖、蓋太宰府の職事にして、少貳武藤氏に倚り其家を興す、西海の舊姓とす、而て其對馬に移り之に占居せる次第は、其傳說區々にして、彌二郎重尚の父は安德帝にましますとさへ主張する者あり、中に稍穩なるは豐崎郷豐村の古文書「宗家のわたる次第」と題する一紙とす、

新中納言知盛は宗判官たゝむねの養子、(養子と云ふと不審誤錯あり) たゝむね右馬助殿、これを北殿と云ふ、御子七人あり、當島へ御兄弟七人にて御わたりなり、さて六人は庶子になり給ふこと由來あり、七ばん目の七郎殿すけくににはそしたりと雖、嫡子宗彌二郎左衞門尉殿養子にて、國の主となり給ふなり、北殿七人の御子一番宗彌次郎左衞門尉殿、內山なり、助國を養子とし、對馬の守護と定む、二番宗二郎殿、佐護なり、三番宗三郎殿さすなり、四番宗あら四郎殿、これは遊行念佛に御たちなり、故に子孫なし、正体なき大力也、五番五郎殿、かしなり、六番六郎殿、くちきなり、七番目七郎殿助國、この時より國をもまり給ふ、御子右馬太郎殿云々、

寛政重修諸家譜云、知盛の子知宗、太宰少貳武藤資賴に養はれ乳母惟宗姓を冒す、太宰府に居り判官に補せられ、北殿と稱せらる、宗像郡田島に卒す、其子重尚對馬の地頭代と爲る、裔孫彥七貞國に至り、惟宗姓を改め平氏に復し、與良中村に移る。

有明山（アリアケ）

嚴原の西なる高嶺なり、直立六五〇米突、其北を賀部（カブ）嶼と云ふ、賀部嶼に烽火の址ありて、俗に火立隈（ヒタテクマ）と稱す、有明山は古名對馬嶺とぞ。

對馬の嶺はしたくもあらな敷可年の嶺にたなひく雲を見つゝしぬはも、(萬葉)

（矢立山）敷可年嶺いまだ詳ならず。○矢立（ヤタテ）山は有明山の西南に連接し、直立凡二千一百尺と稱す、上島の最高峰なり、嚴原を距る凡一里半、山の西面に廢銀坑あり。

豆酘郷（ツツ）

和名抄、下縣郡豆酘郷。○今豆酘村、豆酘瀬村、內院（ナイキン）村等是なり、上島の南端にして、與良賀志二郷の南なり、酘字或は酘に訛るものあり。○（内院）玉勝間云、豆酘の酘字めづらしければ、酘を誤れるにはあらざるかと思ひしに、字書を見れば酘字ありて、音頭なりと、海東諸國記、豆々郡、郡守宗彥次郎盛世。○豆酘の岬角は南方に二所延伸す、其東なるを神埼（カウサキ）と呼び、西なるを豆酘埼と呼ぶ、此二角の間海岸灣入して一灣を成す、（神埼）神埼は內院村に屬し、本島の南極とす、燈臺の設備あり。

雷命神社（イカヅチノミコト）

神祇志料云、今豆酘村の豆酘大明神是也、(對馬國龜卜次第、神名帳考證) 蓋對馬直の祖雷大臣命を祀る(新撰姓氏錄、對馬國龜卜次第) 雷大臣命及中臣烏賊津使主と云、天御中主命二十世の孫、意美佐夜麻命の子也、(日本書紀、三代實錄) 初雷大臣卜術を以て仲哀天皇に仕奉り、(藤原系圖) 神功皇后神教を請奉る時、審神者（サニハ）として神誨を請問ひ奉りき、(日本書紀) 後皇后に從て韓國に至り、對馬に還り住て其卜事を子孫に傳ふと云、(龜卜次第、土人傳說) 承和十年、無位雷命神に從五位下を授く、(續日本後紀) 凡每年正月、本國の卜部氏必す社に

諸て之を祭り、又龜卜を行ふ毎に、此神を祭て卜庭神とす、卽古の遺風なり（龜卜次第、神名帳考證）○按に當命は光仁紀、天應元年菅原□子公の奏言に、

先祖伊賀都臣、是中臣遠祖天御中主命二十二世之孫、意美佐夜麻之子也、伊賀都臣、神功皇后御世、使百濟、便娶彼土女、生一男、名曰日本大臣、遂尋本系、歸聖朝時、賜美濃國菜原地以居、

とありて、神功紀の烏賊津使主に同じ、之を雷大臣とも云ふは（烏賊津の下に加を加へしは）欽明紀奉大津を大津父と云ふと同しく、男子の尊稱なりと聞けり。今按に、烏賊津とは、本來此島の豆酘の名を取り、嚴豆酘と稱へ、轉して雷となれるにあらずや。

高御魂神社

今豆酘村に在り、承和十年授位、延喜式、名神大に列す。此祠の事は、顯宗紀に「日神著人謂阿閉臣事代、曰以磐余田獻我祖高皇産靈、事代便奏、依神乞獻田十四町、對馬下縣直侍祠」と載せ、壹岐島高御祖祠と同時に顯れたまへる所也、和州磐余にも其祠あり。天神本紀に「天日神命、對馬縣主等祖」と錄し、國造本紀には「津島縣直、橿原朝高魂尊五世孫、建弗己己命改爲直」とあるに符合するに似たれど、壹岐の高御祖祠は月神命の祖神にて、實は高皇産靈にあらざるやの疑あれば、此なるも天日神命の祖神なるべけれど、高皇産靈とあるは未だ決め得ず。此津島の縣主を古事記に建比良鳥命の裔孫とし、他の雷命の裔孫と都合二流あれば、顯宗紀に謂ふ所の氏神氏人の差別、頗判定し難し。

（豆酘觀音堂）

紀事云、豆酘觀音堂に二鉦あり、一は差渡二尺六寸五分、周り八尺六寸五分、銘に曰く（和解して原文を載せず）

律源己五月日、晉の成陽府に鑄る、成福寺の飯子一郎、（以上舊銘）願奉る者志は、嚴成の業自生□□滅、殊に心中の所願成就を合せ鑄ふか爲なり、正平十二丁酉十月十八日、大歳の銘種散白、（以上後銘）

一は差渡一尺餘、銘に曰く（是も原文を錄せず、金石の銘字も妄に和解せば、殆と其面目を失ふ、惜歎すべし）

至正六年丙戌二月日、兜率山寧飯□を鑄成す、入重拾斤、皇帝萬歲主上千秋、國泰かに民安し、比丘宗愼、幹□精同願、朴成李天住造り成す、法界王魂成佛道、

又一鐘あり、差渡一尺九寸五分、長さ二尺七寸、銘に曰く（是も和解にて原文を見る能はず）

つり鐘を鑄て、日本國對馬島下縣郡豆酘郡の寺に懸奉る、前ゝ權越、正六位上權椽阿比留の宿禰貞家、去る寬弘五年八月廿八日是を鑄て終る、後仁平三年十月三日に鑄増終る、願主正六位上行椽、阿比留宿禰吉房、今康永三年甲申七月廿五日、是を鑄造て施入し奉る、檀那沙彌妙善、妙衡、尼妙悟、年々諸人に合力し、今の世に兵亂なからしめ、後世既に安く、色有壞れは本心顯るる事を助けなさんか爲に、勸進す、宮司少林增、奉行の僧肥州南久屋賓泉寺の住持朋俊、鑄物師、同國松浦郡山下の庄當閒、手傳李與、筆者同國下松浦御厨本林寺の住持貞擧、

豆酘の金剛院は、俗に弘法大師入唐歸朝の日、此に暫留して木像を遺すと傳ふるも、信據し難し。

龍良山（天道山）

豆酘郷の北に峙ゆ、矢射立の南嶺にして、又天道山と云ふ、双峯並起して、雌山雄山と唱ふ、直立凡一千六百尺、山中に延喜式、多久頭神社あり、土俗悠紀宮と稱す、續後紀、承和四年授位の小祀とす、並姓氏錄神魂命の子、天多久豆玉命を祭るとぞ。

銀山（權根）

今佐須郷久根濱、椎根、樫根の諸村に渉る、豆酘郷の北、矢射立山の西なり、延喜式銀山上神社は、久根濱に存し、延喜式、銀山神社（續後紀、三代實錄、授位）は樫根村に存す、又廢坑は椎根村に其遺跡を見るべし。（又延喜式都々知神、久根濱の東都々知山に在り）

天武紀、白鳳三年、對馬國司守忍海造大國言、銀始出于當國、卽貢上、凡銀有倭國、初出于此時、故悉奉諸神祇、扶桑略記、文武天皇五年、對馬島始貢白銀、仍改大寶元年。文武紀、五年三月、對馬島貢金、建元爲大寶元年、八月、先是遣大倭國忍海郡人三田首五瀬、於對馬島、冶成黄金、至是詔授五瀬正六位上、賜封五十戶田十町、幷絁綿布鍬、仍免雜戶之名、對馬島司及郡司主典以上、進位一階、其出金郡司者二階、獲金人家部宮道授正八位上、幷賜絁綿布鍬、復其戶終身、三年、又曾右大臣大伴宿禰御行首遣五瀬冶金、因賜大臣子封百戶田四十町、年代曆曰、於後五瀬之詐欺發露、知贈右大臣爲五瀬所誤也。○三代實錄、貞觀七年、太宰府言、對馬島銀穴在下縣郡、自高山底、穿鑿岩石、堀入四十許丈、白晝執炬而得入、頃年以來、處々崩塞、單費人功、而去年□雨、穴底水溢、計其功力、非可堪司私作穿開、望請、准延曆十五年例、以彼島例輸大豆百斛并租地子稻百名、且充其料、令堀開許之。延喜式云、凡對馬島銀者、任聽百姓私採、但對馬國司不在此例。○對馬國貢銀記云、其採銀之地、極爲險難、冬年穿鑿、中漸深、自口入底、二三許里、日月之光、不得照之、三人進手、以爲一番、一人乘燭、以萩爲地里許也、不銷久焉、一人採器、一人昨□鑿取之礦以籠入、常法三人、其後量於斗斛、置之於高山四面受風之處、以松樹薪、燒之數十日、以水流之、斛別定其率法、其民爲鉛錫、滿千二百兩、以爲年輸、推其瑣功、不可勝計、若不遣之時、雨水□潰、三四百人連座於壙中、沒水土壤、皆如行香、三里之水、漸々傳出、背民力費人功、可長大息、其人夫所須、年粮米二千二百餘斛、支分於管內諸國、度綰海向絕域、濟之最甚也、其來於大宰府、敢不逗留、殊撰行李、進藏人所、自島到府、用海路、若五十丈綱、以備入海、自府到京、用陸路、□送之間、人不敢近之、嗟呼鄙陋之□、見於諸家、寶王衛主殊不爲用、惟木禁末、以賞遊子、桑桑之外、記無益民、殆不異沙石之故也、然

而千載之事、一旦難改而已。

朝野群載云、寛仁三年、刀伊賊船、來寇對馬、島銀穴燒損了云々、被殺害人十八人、被追取人百十六人、上縣郡被殺害人九人、被追取男女童幷百卅二人、下縣郡被殺害男女幷百七人、被追取男女童九十八人、被燒亡人々住宅四十五宇、爲賊徒被切喰牛馬百九十九頭。この寇賊の狀は、又同書太宰府解に詳なり、言上、刀伊國賊徒、或聚取或追却狀、右件賊船五十餘艘、來着對馬島、刧畧之由、彼島去月二十八日解狀、今月七日到來、即載在狀、言上先了、且整舟船、且與軍兵、警固要害所々、然間壹岐島講師常覺、同七日申時參來申云、合戰之間、島司及島內人民、皆被殺畧、常覺獨逃脫者、同日還來筑前國怡土郡、經志摩早良等郡、奪人物、燒民宅、其賊徒之船、或長十二箇䑺、或八九䑺、一船之檝三十四計、所乘五六十人、二三十人、耀及奔騰、次帶弓矢、負楯者七八十人許相從、如此一二十隊、登山絕野、斬食馬牛、又屠犬肉、叟嫗兒童、皆悉斬殺、男女怯者追取、載船四五百人、又所々運取穀米之類、不知其數云々。

久根（クネ）

紀事云、久根濱村に、享和年中、地をほり石棺を見、其石蓋をあけしに、玉十箇あり、玉の長一寸に滿たず、皆孔を穿てり、又一塚を發きしに、太刀及び銅器陶器の片を得たり。○近年久根田舍村の安德天皇の御陵と稱するものを傳唱し、其事を專に論述せる書さへあり、然れども疑ふべき節のみ多く、信を采るに足らず。

賀志鄕（カシ）

和名抄、下縣郡賀志鄕。○今佐須鄕幷に與良鄕西北部の諸村是なり、上島の西岸にして、南は佐須浦、久根濱より北加志村、尾崎浦までの地蓋是なり、下原村に硯材を產す。

樫根（カシネ）

佐須浦の東なる山村なり、有明山の西麓にあたる。○寶地傳記云、樫根村觀音堂の木像廿二體、其名稱を詳にせず、立像二十体にて（二体四尺八寸餘、六体二尺六寸餘、十一体二尺四寸餘、一体二尺四寸許）坐像三体（趺跏上尺、各一尺八寸餘、其像殊に大なり）傳へ曰く、是れ元高麗國伽藍置く所、朝鮮人海に投じ、享德中偶浪に任せて佐須浦に漂到す、故に取って此堂に安んず、俗に蒙古佛と稱す（代敵錄）此寺拘泉と稱し、蒙古佛は文永亂に、役賊徒の持來りしものと云ふ、此說誤れり、成職公の御判狀によれば、享德年中浦に流れ寄しものを安置したる也（紀事）

佐須（サス）

浦名、又鄕名に呼ぶ、和名抄賀志鄕の地にして、上島の西岸なり。○後紀、弘仁三年正月、太宰府去十二月廿日、對馬島言、今月六日、新羅船三艘、浮□西海、俄而一艘之船、著於下縣郡佐須浦、船中有十人、言語不通、其二艘者、闇夜流去、未知所到、七月、船廿餘艘、在島西海中、烽火相連、於是遂知賊船、（中畧）爲問其事、差新羅譯語幷軍毅等、發遣已訖、且准舊例、應護要害之狀、告管內幷長門石見出雲等國」など見え、又海東諸國記に「戊子年（我應仁二年）遣使、佐須郡代官平朝臣宗石見守國吉」と載す、蓋に此地也。

按に、對馬編年畧に在廳阿比留氏の軍功を錄し「弘仁八年、就刀伊國賊退討之事、公□僉議有之處、被定申上總國流人比伊別當可然之由之間、別當卒去之故、重被召其子財蔴（アヒル）太郎同二郎同三郎、三將催軍兵到當島、早速於佐須合戰、賊徒引入椎根、以金田爲本城、堅守不降、太郎中矢死、二郎三郎終於和□田與、畢誅羽將軍獲其首」云々とあり、津島紀事にも之を布衍すれども信據し難し、恐らくは後人の牽强に出でけん。

佐須浦（サスウラ）（小茂田）

又小茂田（コモダ）濱と云ふ、文永十一年、蒙古來犯の舊蹟なり、代敵錄云、文永十一年十月五日、蒙古艦隊佐須浦に來る、土人急を一國所に告ぐ、守護代右馬允宗助國、八十餘騎を率ゐて至り、翌日出て之に對し、其來由を詰る、賊答へず、發射して陸に上る、助國拒ぎ戰ひ、其二子馬次郎彌次郎等と之に死し、族人家士皆戰亡す、賊火を民舍に放て去る、家士小太郎兵衞次郎等、博多に如き急を報ず、是に於て太宰府馳驛して變を六波羅に告ぐ。（宗家譜に、佐須浦を小茂田に作る）外交志稿云、文永十一年、蒙古艦隊九百餘艘、蒙漢軍二萬五千、高麗兵八千を帥ひ、來て對馬佐須浦に寇す、守護代右馬允惟宗助國其族を以て之を禦ぎ、助國以下悉く戰沒し、賊入て島中に屯す、尋て壹岐に寇す、守護代平景隆力戰して之に死す、賊二島に據て掠奪を縱にし、男子少長となく之を殺し、或は婦女の從はざる者を執へ、掌を穿ち之を舷に縛す、侵害至らざる所なし。○八幡愚童記云、文永十一年十月五日、つしまの西おもて佐須浦に異國船見ゆ、其數四五百艘許に、凡三四萬もやあらむと見るばかりよせ來る、同日酉時に、國府の地頭所に告、即地頭宗馬允資國、八十餘騎にて同丑時佐須浦にゆきつく、翌日卯時通人眞繼男を使者として、蒙古人に事のしさいを尋ぬる處に、さんざんに舟よりいる、大船七八艘よりおさおさ原へおりたつ勢、一千人もあらむと見ゆ、其時宗馬允陣をとりて戰ふ云々。○宗家譜云、蒙古襲來攻對馬、助國拒戰死、土人祭助國君之靈於小茂田濱、奉師大明神

古戰隔海將提蒐、十萬貔貅安在哉、雲間西南韓地近、
波光南接筑山開、健牛閑野夕陽動、老鶴唳空秋色來、
欲向殘碑尋往事、平沙漠々湖風哀、

師（カミ）大明神社、元祿中石碑を立て、寛政七年より宗家にて毎年祭禮を行ふ、今小茂田濱神社と改稱す、河邊に古塚あり、又□中往々折戟埋鏃を得。

世界（シカ）

東國通鑑に、我弘安四年の來寇は先世界村に至りたりと記す、世界は佐須浦に志賀（シカ）明神の祠あるにより、世界と曰へる歟、「五月廿六日、辛酉、忻都、茶丘、金方慶、至日本世界村大明浦、使通事金貯檄諭之、金周鼎先與倭交鋒、諸軍皆下與戰、郎將康彥師子等死之、諸軍向一支島」

とあり、一說世界は佐賀のこと歟とも曰へり。

對馬島舟中夜作　　朝鮮　金圻

獨泛孤篷送去遠、西風一夕晩潮寒、海天秋色無涯處、却向[illegible]豈上看。「日本外史」

阿連（アレ）

今阿連（アレ）村と云ふ、小茂田村の北一里、西は大海に向ふ、此地は日本後紀「延暦二十四年、遣唐使舶、五月十八日、於肥州下縣郡、兩舶解纜、六月五日、一舶到對馬島下縣郡阿禮村」と見ゆる所とす。

伏敵編云、五代帝王物語に、文永六年三月、蒙古の使高麗の船にのりて、また對馬につく、去年の返牒なきによりて、左右をかむ爲也、不慮に喧嘩いてきて、歸國の間、對馬の二人をとられて、高麗へわたる、高麗より蒙古へつかはしたれば、王宮へ召入てみて、種々の祿をとらせ、九月本朝へ返送、是に附て又牒状あり云々、按るに二人の名は、元史外に〔高〕麗評定傳に、塔二郎彌三郎に作る、對馬編年畧に「州俗傳云、古有對州海賊長、號彌藤次者、阿連浦住民也、彌藤次高麗海賊所號也、按合號彌次郎藤次郎者歟」云々。

尾崎（ヲサキ）

今尾崎村と云ふ、阿連の北一里、淺茅浦に臨む、此地の北角を鄕埼と呼び、卽大口海灣の西口南角とす。

對馬編年畧云、應永元年二月十八日、高麗兵船數百艘、來對馬尾崎浦、賊將高麗國南道元帥朴葳也、須毛三位法眼領兵、防之尾崎鄕崎、戰死、爲賊被擒人民百餘口、云々。

（鄕崎）（津口）

尾崎の東、竹敷の南に洲藻（スモ）村存す。○紀事云、尾崎村の假宿浦へ、康應元年賊船來泊す、藤法眼宗慧、藤能登太郎宗永、軍兵を催ふし船を燒く、賊岸に上り合戰す、今假宿に三位塚宗古墓あり、三位は宗慧墓にして、蒙古は賊家なり、西北の崎を鄕（ゲウ）崎と云ふ、津口（ツクチ）明神あり、延喜式、都旬智神社是也、俗に小崎（スキサキ）明神とも唱ふ。

加志（カシ）

今加志村と云ふ、阿連の東北一里、尾崎の東南なり、太祝詞神、敷島神の二祠あり。○神祇志料云、太祝詞（フトノリト）神社、舊佐須鄕に在りしを、後與良鄕加志村氏神山に遷す、蓋天兒屋根命を祀る、上古天照大神石窟に隱坐時、此神太諄辭を以て神祠に奉りき、卽伊伎卜部等の祖神也、或は太詔神に作る「新鈔格勅符、續日本後紀」延喜の制、名神大に列る、敷島神社、今加志村の敷島山に在り、三代實錄、延喜式に載せたり。

淺茅浦（アサチ）

（大口海灣）

一名大口（オホクチ）海灣と云ふ、又淺海（アサミ）浦と云ふ、今竹敷要港の防禦地帶に屬す。○地誌提要云、淺茅浦は俗に大口浦と云ふ、下縣郡仁位、與良二鄕に亘る、灣口濶貳十四町、深八十仞、西少北に向ふ、灣内東西凡三里、南北壹里貳十四町、港澳凡壹拾三所、皆碇泊す可し、東は大船越の瀨戸を以て海に達す、卽上下二島の分界なり、灣内東偏に島山島あり。

到對馬淺茅浦、舶泊之時、作歌

百船のはつる對馬の安佐治山しぐれのあめにもみたひにけり、〔萬葉〕

（淺海浦）

長崎縣地理小誌云、對馬上下の兩島の間にある淺海（アサミ）浦に瀕する地は、特に泊舟に便なり、此内海と東の外海と相通ずる處は、元狹き陸地にて、上下二島を連ねしが、船舶の往來に便するため、今より二百餘年以前に堀割りしものにて、その間僅に八間に過ぎず、之を大船越の瀨戸といふ。○伏敵編云、宗氏家譜曰、應永二十六年、六月二十日、朝鮮將李從茂、率兵船二百二十七艘、率一万七千二百八十五人、到對馬州與良郡淺海浦、州兵拒之海濱、不利、朝鮮兵到仁位郡云々、この事は探題一色持範の提言上と題する注進狀にも見ゆれど、兩書の事實相合はず、且一色滿範は應永十六年に卒し、其子持範探題に任すること多聞かず、不審と謂ふべし、持範の提言上云、抑應永廿六年六月廿日、蒙古高麗一同に引合せて、軍勢五百餘艘、對馬島に押寄、彼島を打取之間、卽太宰少貳[illegible]許にて、時日をうつさず浦々泊々の舟着にて、日夜の間合戰[illegible]儀之間、九箇國の軍勢を相催、同廿六日各手をくだき、安否の合戰を致之間、異國の軍兵三千七百餘人打取、斬棄之外は數をしらず、總して敵の舟海上に浮ぶもの一千三百餘艘也、廿七日牛夜過程に、異國の殘の兵ども皆々引退、其外敵の舟とも七月二日悉退散仕ぬ、如此急速に落居、併神明の威力に仍也、上樣の御運も殊目出度恐入候、注進如件、七月十五日、探題持範（判）雖末代神明威力、吾國擁護顯然也、此注進狀正說也。

金田城址（カナタノキ）

（黑瀨）

今黑瀨村に在りと云ふ、黑瀨は竹敷村の西に接す、太宰管内志云、與良鄕黑瀨（クロセ）村の古城址は、金田の舊蹟なるべし、今の府中より西北二里餘、竹敷と黑瀨との間に城搆あり。○天智紀云、三年、是歲、於對馬島壹岐島筑紫國等、置防人與烽、六年十一月、築對馬國金田城。

黑瀨の西なる城八幡山は、四面石壁城門の跡今にあり、是は金田の城ならん、城の傍に八幡宮あり、故に城八幡と名つく、神功皇后の鎭きたまふ所と云ふはいぶかし、〔紀事〕城嶽ともよび、絕頂を火立隈（ヒタテクマ）といふ、木戸堀曲輪等の遺跡散在し、萬葉の歌に、上方山とあるも此嶺を指すならん、一說檪根の加奈多原を以て、金田城の故址とつたふ。

城八幡宮（ジヤウハチマン）

紀事云、此祠は城嶽の下に在り、三代實錄、貞觀十二年、太昔刀神授位とあるは是なるべし、神寶鈴二つあり、幡に著けしものとぞ、「木坂府中の兩社にも幡鈴あり」又銅鐸子一口あり、徑二尺一寸、銘に「至元六年庚辰二月、茲社院沈入造[illegible]云々」とあり、蒙古人の刀斗の類にて、彼來寇の時の遺器とす。

竹敷（タケシキ・タカシキ）

淺茅内海に臨める一村にして、岸原の北二里、其前岸に島山あり、方今警備隊司令部幷に要港司令

部は、共に本村に在り。紀事云、竹敷を今タケシキと唱へ竹之浦と曰ふ、嶽の下なれば也、タケシキとはシキ、即山麓の平地を云ふ。

天平八年、遣新羅使泊浦時、作歌

多可之伎能もみちを見ればわきもこがまたむと云ひし時ぞ來にける、 多可思吉の宇敝可多山はくれなゐのやしほの色になりにけるかも、 多可思吉の玉藻なびかしこぎでなむ君が御舟をいつとかまたむ、(對馬女玉槻) 多可思吉の浦みのもみちわれゆきて歸りくるまでちりこすなゆめ、(萬葉)

地學雜誌云、淺海浦の灣口は廣さ一里弱、東西の長さ凡三里、南北は二里強より半里、或は七八町の所ありて、東は上下兩島の分界なる大船越瀬戸に通じ、西部の灣口は如何なる大艦といへども往復するを得、東部の大船越瀬戸は小蒸汽船或は和船の外出入する事を得ず、灣内海水の深さは三十乃至四十尋なり、此灣内に砲臺ありて、竹敷浦を要港とし、村中に兵營あり。○按に續後紀承和十年の條に「對馬島上縣郡竹敷埼防人」云々とあれど、一本竹敷に作る、又此地は下縣郡なれば、書中指す所のものと相異なるべし。

書浦(ヒルガウラ) 又比留に作る。○伏敵編云、宗家譜曰、宗彌次郎左衞門尉盛尙、寬元四年、討取阿比留家、領對馬國、爲當家之始祖也、按に阿比留平太郞國時、そのころ島の大族たりしと云ふ、此阿比留家といふはいかなる人の子孫なりや、いまだ考へず、今上縣郡與良鄕豊濱近き海邊に比留浦あり、又此邊に古城の跡もあれば、此わたりに住みしなるべし、古城は上の金田城の件にいへる城なり。○比留浦とは今の書箇浦村を指す、竹敷の北に接す、阿比留浦と唱ふべきを、阿の頭音を畧省する例はこれ無きにあらず、又按に阿比留とは今家鴨の訓にも使用し、朝鮮語なりとも云へり。

鷄知鄕(ケチ) 和名抄、下縣郡鷄知鄕。○今鷄知村存す、洲藻(スモ)、竹敷、大船越、小船越の諸村も古鄕の屬なりしならん、中世以降鷄知の鄕名廢し與良に併入せり。鷄知浦は海東諸國記に桂地に作る、嚴原の北一里半、(竹敷の南東半里)島の東岸に在り。本州の在廳官阿比留氏は、中世鷄知村に住したり、清泉寺の南隣を其邸址とす、抑大掾阿比留平太郞國信の祖比伊國津は、蘇我宿禰の裔、上總國畔蒜郡の人なりしが、弘仁中國津の子孫當國に任せられ、子孫遂に在廳官と爲る、寬元三年、在廳官阿比留國信太宰府の命に從はざりければ、宗重尙府の軍兵を發し來討し、國信を與良鄕に擊破し之を殺す、阿比留氏の奉祀せる住吉社の神主に任す、領高二間零四十四分七厘四毛八(紀事)

住吉神社(スミヨシ) 今鷄知村白江山に在り、相傳ふ神功皇后韓國より歸半時、始て之を黒瀬戸に祭る、後之を今地に移す、(續(八幡本紀)承和四年、無位住吉神に從五位下を授く、(續日本後紀)延喜の制名神大社に列る、和多都美神同境にあり、貞觀十二年、從五位下和多都美神に從五位上を授く、(三代實錄)延喜の制小祀に列る。

大船越(オホフナコシ) 今地勢下島(シモノシマ)に屬す、鷄知村の東にして、陸水道を隔つ、此水道は長凡二十四町、兩岸距離八九間、寬文十三年、宗氏の開鑿する所と云ふ、即淺茅灣の東口なり。大船越村は此水道の東側に位置す、小船越地頭は大船越の北一里半に在り。大船越の瀬戸、寬文十二年開く所也、昔は東海と淺海の間に一岡をへだて、東西往來の舟、此にて荷物を背負ながら空舟を引きて岡を越えし也、小舟越の方の岡は大なりければ、最小舟を引きたりとぞ、按に遣新羅使の竹敷浦に泊るも、此船越を引舟したる歟、廣書濫に舟越を揚乃哥世と譯す、大船越開鑿は初め長六十間、廣十間なりしを、

後修理して百三十三間と爲り、横は十二間より廿七間に至れり。

大船越、松村安五郞碑記云、文久元年二月、俄羅斯船、來泊對馬淺海灣、日發國舘於長崎、風濤毁船、不可以航、願借地結屋、以修毁漏、又借方一里地、以供行步、藩主未許、亦請幕府、而俄人橫肆、伐木構屋、一日駕艇、至大船越瀬戸、其地距府城五里、爲舟楫要路、故置關譏察出入、俄人將破關而過、村民數十已遮、手投薪石以拒之、俄人益猖獗發銃、方此時松村氏、奮然挺進、銃洞其胸而斃焉、俄人爲回艇、實四月十二日也、於是一藩激昂、將用兵、會幕府官吏、相繼而至、有所慰諭、至八月、俄艦去矣。

小船越(コフナコシ) 今小船越村と云ふ、大船越、鳥居瀬、大吠(イヌホエ)、横浦の諸村と同しく、上下兩島を連綴する細頸部に居る。近代大船越瀬戸を開通したるを以て、地勢下島に依屬すべきに似たり。○小船越は嚴原の北三里半、東に加茂瀬(カモキセ)港あり。

津島紀年畧云、下縣郡小船越、浦在村東、鳥居瀬浦隔也、中世朝鮮往來之船、必由于此、故海東記曰、自都伊沙只、至船越浦十九海里、自船越至一岐島風本浦四十八海里。

○朝鮮通交大紀云、九世貞盛公の頃に、我國の賊船明國の界を犯し、且彼が諸州の地に寇し、其邊將の爲に捕へられ、餘賊遁れて我州に歸りしかば、嘉吉三年賊十三名を捕へて送られしかば、此年始て公に勘合圖書を送て、歳船を海西諸州の使船彼國に至るもの、何れも我州の文引を受けて驗と爲せし故、公柏谷寧安をして交通の事を職とし、小船越梅林寺の住僧をして文書を掌らしめ、小船越を津とし、凡朝鮮來往の船、いづれも爰に泊せしむ、又彼の國我歳船の至る者をして是を三浦に分泊せしむ、當時朝鮮莊憲王我州に諭せし書あり、中に曰く「念都々熊丸(貞盛)之父貞茂、慕義輸誠、犯而不校、每接信使、

儲爲以留、仍令鷹曹、厚加賞勞、又念其生理之艱、許過賈利商船、厚備道之米、運千馬島者、歲率數萬餘石、庶幾養其形體、以免饑饉、充其良心、恥爲冲竊云々」。

阿麻氏留神社

今小船越村、照日權現是なり、（玉勝間）三代實錄、授位、延喜式小祀の神なり、蓋對馬縣主の祖天日神命を祭る、○天神本紀に、天日神命、對馬縣主等祖と見え、顯宗紀に日神の託宣ありて、對馬下縣直その祠事に侍ると曰へり、此日神即阿麻氏留神に同じ、伊勢大神又は饒速日命と混亂すべからず。赤島と鴨瀨の海峽を紫瀨戸と云ふ、海底に紫の藻を生じ、水面にうつろふ、故に名づく、住吉瀨戸とも云ふ、風景佳なり、朝鮮信使黃床、寬永丙子の歲此に泊し、詩あり、

碧海分流似繞襟、青山對起闢宮英、絹腰百曲誰能斷、鶯頂千年勢莫攜、仙草可求疑不死、羽人如在此相邀、他鄕信美非我土、却憶西湖蕩釣橈、

下島

（上縣郡）

對馬の北島にして、即上縣郡并に下縣郡仁位鄕の地なり、東西約三里、南北約十里、鰐浦の韓埼を北極とし、南は大口海灣を以て上島と相分る。古への上縣五鄕并に玉調鄕（下縣）の地にして、近世は三根、伊奈、佐護、豐崎并に仁位の五鄕を以て諸村を總べたり。地勢上島に比すれば險峻ならず、御嶽、大日生山等あれど甚高からず。

玉調鄕

和名抄、下縣鄕玉調鄕。○今下島の南部にして、仁位鄕と云ふに同じ、玉調とは眞珠を貢進する謂にや、仁位鄕の淺海浦に眞珠を産す、俗に之を玉貝と唱ひ、延喜式に對馬の眞珠を貢進の事見えたり、仁位は瓊の義にして、又玉貝より出でし名かとも曰ふ。（紀事并紀事）小船越の西南、島山に對する浦を今も玉調浦と唱ふ。（近時介殼の賞美せらるゝ、對州鮑介を第一とし、百斤六圓許、他地の産は其半價とす、夜光介は百斤十二圓、蝶貝百斤十七圓とぞ）

仁位

今仁位村と云ふ、仁位鄕は和板、貝鮒、卯麥、唐洲、大綱等の諸村を總ぶ、南は淺茅浦に臨み、東南は船越地頸に連接す、北は三根鄕なり、嚴原を距る凡五里。○海東諸國記に「卦老郡、或稱仁位郡、々守宗茂秀、癸丑（我永享五年）遣使」など錄し「又尼老郡守、宗盛家、甲子年（我文安元年）遣使約歲船」の事見ゆ、尼老は仁位の訛にて、卦老と云は唐の客讀にや唐洲村あり。

延喜式、和多都美御子神社、今仁位中村賓滿山に在り、大島神社、波良波神社（共に延喜式に列す）今仁位中村海宮山に在り、祠官安藝氏世々其祭事を掌ると云ふ。

糠嶽

卯麥村糠浦の西に在り、或は紅皿嶽と云ふ、南面の岩石に赤色を帶ぶる者ありて、紅皿の稱起る。（對馬紀事）○宗氏家譜云、應永二十六年六月、朝鮮兵到淺海浦、州兵拒之海濱、不利、朝鮮兵到仁位郡、分道下陸、竟進屯糠嶽、貞茂遣州兵、到糠嶽下、使矢石攻之、連戰數日、七月初一日、與左軍朴松戰、大破之、朝鮮兵狼狽、走海濱乘船、貞茂使海人放火、以燒賊船、齋藤立石等發兵擊之、賊兵大潰而還、我兵戰死者百二十三人、斬賊二千五百餘級。

唐洲

今唐洲村と云ふ、仁位村の西南一里、淺茅浦の西口に臨む、唐洲埼は即西口の北角とす、鄕埼と相對し、相距る二十四町。（唐洲海東記、加羅志に作る）

三根鄕

和名抄、上縣郡三根鄕。○今三根村存す、玉調鄕の北にして、青海、木坂、佐賀、志多賀の諸村を總ぶ、海東諸國記に美女郡美女浦と云ふは、三根の客譯なり。

三根中村は、仁位鄕中村の北一里、半島の西岸にして、小灣あり、三根浦也。宗氏世系私記、貞盛（宗讚岐守）使筑頭（武藤太宰少貳）居三根中村、厚禮待之、於是、大内領少貳之地、宗氏亦失六郡地（筑前、肥前）貞盛家臣周六郡者、戰敗來對州、待恢復之期、嘉吉元年、當此時、筑肥敗走之徒、多投對馬、掠擾朝鮮、東西至于無民、朝鮮不能制之、海賊縱橫西海、少貳在對州、約歲遣二船、朝鮮大懼云々。

海神神社

（木坂）

今三根鄕木坂村に在り、三根中村の西半里、國幣中社に列す、木島の一宮とす。此祠は續後紀、承和四年授位の事見え、延喜式上縣郡の名神大社に列す、蓋海神豐玉姫命を祭る。

白石紳書云、八幡と申すは對州にあるを始とすべき樣に見えたり、其の故は、木坂八幡とて木坂といふ所に宮有り、大社にて神官も多く、又樂人も有り、そこにて申すは、神功皇后新羅を征し給ひて、還幸の時御幡八流を島にとゞめられて、新羅をしづむ可しと宣したまひしが、其の御幡を祭れるなり、年久しく取り傳へしを、海賊入り來りて寶殿をうち破りて、御幡は取りて失せぬ、今は無しと申す、八幡緣起などに、天より降りしなど云ふは心得られず、神官どもの申し傳ふるところ、おのづからさも有るべきことに思ふなり、云々。○紀事云、木坂八幡は伊豆山の麓なり、上津八幡とも云ふ、舊き神社帳に八幡三所、大足宮、若宮、腋宮四所と記せり、社領高二十一間三尺四寸五分三厘一毛、此宮は當國の一の宮にして、東鑑文治二年の條に、對馬前司親光、八幡宮以下の諸社寶殿を修理すとあるは、當宮を擧けて其首としたる也、神寶、幡の鈴、狛犬、銅鉋、又享保中島主寄進の一切經等あり、古鐘の銘は「大中□年丙子八月三日」とあり（此銘文大中とあるより推せば、唐の宣宗十年新羅國の製なるを知る、其銘文原書に和解をのみ擧けて、原文を沒却したれば、援引せず）又金口の銘に、

（上畧）對馬上津八幡大菩薩御寶前、（中畧）正平八癸巳年八月十二日、願主妙信、執筆豆酘郡宮司林增と見ゆ、妙信は阿比留氏、房三郎入道と稱す。

佐賀 今佐賀村と云ふ、三根郷に屬す、（海東記に加に作る）小船越の北二里餘、島の東岸に在り、佐賀と三根中村の間に大日生山あり。

延喜式、上縣郡宇努神社、佐賀村清水山に在り、同郡須加美乃金子神社、志多賀村（佐賀の北半里）に在り、三代實錄、貞觀十二年の條に奈蘇上神と云ふもの是也（神祇志料）

津島紀略云、東國史略に、至元十八年軍を與し、東方を征伐す、日本世界村大明浦に至り、壹岐島に向ふ、頭註曰、世界村は今の佐賀を訛れるにて、大明浦とは其大明神浦を指す、宗形大明神鎭座し、社人の傳說に蒙古來襲の事あり。（今按に、佐須郷今里にも志賀大明神あり、世界と云ふは彼ならんとも云ふ）

佐賀の圓通寺は貞盛公の菩提所なり、曹洞宗、寺領三間零一寸九分八厘三毛六絲あり、佛像四軀を鑄出せる梵鐘あり、高三尺二寸、口周六尺許にして、曲折八稜を作し、八卦を稜毎に鑄出せり。（紀事）○寬政重修諸家譜云、宗貞茂（經茂の孫）讃岐守と稱す、應永九年、其父の讓を受く、太宰少貳氏の命を以て、筑前國守護代に補せらる、十五年、貞茂筑前より歸り、三根郷佐賀に府を開き之に居る、其後貞盛成職相繼ぎて佐賀に居りしが、文明中貞國の時、與良郷府中中村に移る、又云、貞茂の父靈茂、右馬太夫と稱す、天授中、太宰府に奉事す、後還島し、元中六年、高麗船を擊破し、應永九年、家を男貞茂に讓り、三根郷志多賀に居る、賴茂の時始めて朝鮮國と通交す。

伊奈郷

和名抄、上縣郡伊奈郷。○今伊奈村存す、三根郷の北にして、鹿見、櫻瀧、小鹿、琴等の諸村を總ぶ、海東諸國記に伊乃に作り「乙丑年（我文安二年）伊乃郡主宗盛弘歲遣船」の事見ゆ。

伊奈浦（鹿見） 島の西岸にして、伊奈、櫻瀧、鹿見等數村此に臨む、廣原より鹿見に至る七里餘、鹿見は近年廣原佐須那と共に、朝鮮貿易の特別開港に准せらる。伊奈村には延喜式伊奈久比神社あり。○小右記、上縣郡伊奈院司、寬仁三年解狀偁、刀伊賊徒到來之間、判官代長岑諸近、幷其母妻子等被虜、諸近仍竊取小船、罷向高麗國、將近刀伊境、欲聞老母存亡、爰高麗國通事仁禮稱曾申云、刀伊賊徒先日到來當國、殺人掠物、欲相戰之間、遂奮逃日本國、仍儀兵船相待間、無幾還向、仍擬於五箇所、備舟千餘艘、所々襲擊、悉以擊沒了。

御嶽山 伊奈浦の北東にして、佐護郷に跨る大山なり、三峰に分れ、大平嶽は雄嶽と稱す、此山一名仁田嶽と呼び、對州に於て第三の峻嶺とぞ（仁田は登壇必究に御他に作る）

琴 今琴村と云ふ、島の東岸にあれど、亦伊奈郷に屬す、佐賀の北二里半、海東記に琴に作れり、古文書には琴沼と見ゆ、延喜式、胡祿神社、胡祿御子神社幷に琴村に在り、胡祿神は續日本後紀承和八年授位の事見ゆ、他に聞かざる神名也、古呂久と訓むにや、又胡籙に也奈久比の訓ありて、伊奈郷に伊奈久比祠ありとも云ふ。琴村の南小鹿村に那須賀神山あり、三代實錄、貞觀十二年奈蘇上金子神授位、延喜式、那須加美乃金子神社是なり、今金子神と呼ふ。

久須郷

和名抄、上縣郡久須郷。○今玖須村存す、伊奈郷の北にして、島の東岸なり、五根緒、舟志、唐舟志の諸村も本郷の中なりけん、後世郷名廢し、佐護郷に攝せられたり。

唐舟志 今唐舟志村と云ふ、或は疑ふ是れ渡舟司の說にして、此地往昔太宰府より發遣せられし、對馬防人選士などの渡津として、其司寺を置かれし所にや、後考を竢つ。

佐護郷

和名抄、上縣郡佐護郷。○今佐護村、佐須奈村是なり、久須郷の西、伊奈郷の北とす、海東諸國記に愛古郡と云ふもの是也。○佐護村に延喜式、天諸羽神社、多久頭多麻神社、行相神社など存す、佐護は登壇必究に山谷に作る。

佐須奈 今佐須村と云ふ、廣原を距る十里、（琴村を去る二里）小湊あり西北に開く、寬文年中、宗氏此港を開き、朝鮮來往の津頭と爲しゝより、今に至るも泊舟多し。此村に延喜式島大國魂神社あり、今地主明神と號す、三代實錄、貞觀十二年、對馬島大國魂神島御子神並に授位の事あり（佐須奈、登壇必究に撒思乃に作る）

網代灣 下島北東偏の一港灣なり、網代、比田勝、西泊の諸村之に臨む、西泊に、延喜式、能里等神社在り。（網代は海東記安而老に作る）水路誌云、網代灣は、下島北東角螺埼と其南殿埼の間にあり、灣口は濶さ一鏈餘に過ぎざれども、水深くして阻礙なし、最好避泊處は高埼より北西二鏈半、水深九尋乃至十一尋泥底の處にして、四時安穩なり、北濱に西泊村あり、其他二三の村落あるも皆貧乏なり。

向日郷

和名抄、上縣郡向日郷。○今豐崎郷なるべし、島の北端にして、久須、佐護二郷の東北に延伸す、網代、比田勝、豐、鰐浦、大浦、西津屋等の諸村を云ふ、向日とは韓國に直に對向する地なれば此名ありしごとし。

豐崎 今郷名に呼ぶ、卽古への向日郷の域とす、豐村あり、其北岬を豐埼と呼ぶを以て、舊名向日に代へしにや、海東諸國記にも豐崎郡見ゆ。○豐村白水山に、島大國魂神社あり、佐須奈浦の地主明神と同じき神歟。○按に豐は津屋の訛なるべし、西の津屋存す、豐村は東の津屋にあたる、和名抄に「邸家停賣物、取貨處也、俗云津屋、此

新也」と見ゆる者是也、圖書編に豐崎を堆沙凡に作る。泉村は豐村の東南なり、紀事云、泉は舊名を胡簡里と云ふ、浦に胡簡島あり、海東記に昨古里浦とかけり、相傳ふ文祿朝鮮征伐の時、泉州佐野の漁師此浦に魚を捕へ、御用の肴に供ふ、是より佐野の魚釣毎年我國に來て漁すること、今に至りて然り。

鰐浦（和珥津）　今鰐浦村と云ふ、島の北端に在り、西北に向ひ小灣を有す、三島の諸岩嶼其北方を屏塞し、港中最狹小なり。神功紀に「皇后從和珥津發之時、飛廉起風、陽侯擧浪、海中大魚、悉挾船、則大風順吹、帆舶隨波、不勞櫓楫、便到新羅」と載す、和珥津即此と云ふ。鰐浦より朝鮮國牧島に至る凡二十八海里、釜山浦に至る凡三十三海里。

津島紀畧云、鰐浦は從事必究に倭儒嘟とあり、海東記には臥伊老浦、又作伊老浦とあり、西の方に遠見あり、北岸を九崎、西岸を鬼崎とす、北に海老、海栗、美都の三嶼あり。

韓崎（三島）　一名九山埼、鰐浦の東北十餘町にして、本島の北限とす、埼端に岩嶼散在し、北方二海里に及ぶ、其一島に燈火の設あり、三島燈臺と稱す。（此浦に暗礁をハヘと唱ふ）

大浦（聚方山）　鰐浦の南西一里を大浦とす、相離りて河内村あり、其西を西津屋と云ふ、海東記に尼昨老道伊と載するは此歟。紀畧云、聚方山は大浦に在り、八雲御抄に對馬うつかた山とあるは是也、文祿年中、豐臣家の御にて、毛利民部少輔高政此山に陣小屋を建つ、其跡今は井戸のみのこれり。

結石山　河内の西に在り、絕頂に平坦ありて、石垣のこれり、此は昔狼烟をあけて、防人を置かれし跡ならん、萬葉集に結石山出つ、其文に「梧桐日本琴一面、對馬結石山孫枝也」（略解云、結石を伽暑ゆふしとよめり、孫枝はひこえとよむ）此琴夢、化娘子曰、余託根遙島之崇巒、晞幹九陽之休光云々」（紀畧）今ユヒイシ山と唱ふ、山麓に千人塚あり、文祿の後に敵の屍を埋葬したる所にて、耳塚とも呼ぶ。（紀事）

鉏海　今詳ならず、神功紀云、新羅王、貫微叱許智伐旱、請還本土焉、皇太后聽之、因因副葛城襲津彦、而遣之、共到對馬、宿于鉏海水門時、新羅使者毛麻利叱智等、竊分船及水手、載微叱旱岐令逃。○紀事云、鉏海水門は今詳ならずと雖、小船越柴瀨戶の舊名かとも曰ふ、一說には和珥の津に同しと曰ふ、古事記に鰐の魚の佐比持の神と稱ひらるゝ典故あり、されは鰐をまた鉏とも稱し、鉏海は鰐海に同しからんと云々。

孤島風濤送早寒、微吟立盡夕陽灘、遊踪纔復踰鄰域、
決眥朝鮮百里山、　生田　精

行敷埼　今詳ならず、此地名は續後紀に載せ、行字一本竹に作れは、竹敷今存すれど、上縣郡と云ふに合はず、本文新羅國の鼓聲とおもはるゝものの聞ゆる埼端と曰ふに參考せば、鰐浦ならんと推察せらる、又萬葉集に結石山あり、結石行敷訓相近し、亦同地にあらずや。

承和十年八月、太宰府言、對馬島上縣郡、行敷埼（行一作竹）防人等申云、從去正月中旬、迄十今月六日、當新羅國、遙有鼓聲、傾耳聽之、毎日三響、常俟巳時、其聲發動加、以至于黃昏、火更見矣、又島司言、去延曆年中、以東國人、配防人、後又筑紫人配防人、而並停廢也、當國百姓、去弘仁年中、疫癘多、急有寇賊、何堪防禦、望請准舊例、以筑紫人爲防人者、聽之。（續後紀）○又續紀に、竹室津あり、亦詳ならず「寶龜七年、渤海國使對曰、發自彼邑海南府吐號浦、西指對馬島竹室之津、而海中遭風、著此禁境、（越前國加賀郡）失約之罪、更無所避」と（今按、竹室は對馬と相對の地名にて筑紫の異書歟、島中所有のものにはあらじ、筑紫竹室字音相近し。

津島紀畧の一本頭註に、行敷崎は今佐護村の天道山の北の岬なり、昔天道山を悠紀主基山と稱すと見ゆ、佐護も鰐浦の西なれば、新羅國にむかひ、續後紀の本文に合へ、○紀畧云、佐護の神山は、天道山と稱す、此山を豆酸の多玖長峰とは、天道法師の古跡也、法師は內院村の人にして、大寶三年天子の御惱に祈禱驗ありければ、平癒したまふと傳へり。

比智島　今詳ならず、對馬の管内にや、又朝鮮の屬嶼にや。天智紀、十年十一月、對馬國司、遣使於筑紫、太宰府言、月生二日、沙門道久等四人、從唐來曰、唐國使人郭務悰等六百人、送使沙宅孫登等一千四百人、總合二千人、乘船四十七隻、俱泊於比智島、相謂之曰、今吾輩人船數衆、忽然到彼、恐防人驚駭射戰、乃遣道久等、預稍披陳來朝之意。

肥後國

肥後國　九州中央の大國なり、面積四百十餘方里、（外に天草諸島六十方里）今十二郡衙を置き、熊本縣廳之を統管す、（熊本は市制を布く）人口百十餘萬。本州の地勢、東嶺三面に綿亘し、菊池（高瀨川）阿蘇（白川）益城（綠川）球磨の四長流、皆其間に發源して、各西流に就き、海瀾に歸入す。其阿蘇、益城、球磨の上游は山中自ら別境と成し、殊に阿蘇の火山、球磨の荒地は各異相を備へ、奇怪と險阻を以て世に聞ゆ。西方海濱に淺斥の地多し、（八代郡最淺斥多し）天草諸島、肥前島原

半島と相對峙し、海水灌入して內洋を生し、尙分れて八代(ヤツシロ)島原の二海灣と爲る。

和名抄、肥後を比乃三知乃之利と訓し、延喜式「大遠國、管十四郡」と注す。肥後は古への火(ヒ)國なり、國郡制定の日、西北對岸の地を併せ、更に前後の二州に分たる、而も其火國の稱は元八代地方に起ると云ふ。○日本紀、持統帝十年に肥後國皮石(カハシ)郡(合志郡)の名見ゆ、之より先き景行紀に火國阿蘇國幷び擧げられ、敏達紀に火葦北國造を錄す、蓋其初め火國阿蘇國の兩境なりしを、景行帝の時葦北を火國より分ちたるごとし、國造本紀に火國阿蘇國葦分國天草國の四ありて、後の肥後は實に此四國を合せたる也。球磨郡は古へ熊襲(クマソ)の稱ありて地勢別に日向大隅に連接したるを以て、火國と相干與せざりし如し、肥人をクマビトと釋く、所以は球磨郡の條下に說く。(日向の米良(メラ)谷の如き、近世一時球磨郡に混入せることあり)

繼體紀に筑紫國造磐井叛逆を謀り、火豐(ヒトヨ)二國を掩據して修職せずとあるを見れば、此比には已に今の如く筑豐肥の三を以て九州(日向の奥を除く)の北部大半を總べたるごとし、卽繼體紀に謂ふ所の火國は肥前肥後を指せる歟。

徵古文書、天正十五年、卯月廿日、秀吉書狀云、肥後國事、五十町道四十里計、よこはひろき所廿里計、廿間田地計候、せばき所者、海はたまで二里三里も可有之候哉、加樣の大國、殿下にも被成御覽たる儀無之候間、此國に御隱居有度被思召事候。

火(ヒ)國　火國の名義幷に本據は、八代郡肥(ヒ)伊鄉幷に八代海灣の下に論述する所あり、而て火氏に二流あり。一は國造家にて氏族志「火氏(或作肥)出自神八井耳之後、志貴多奈彥命(舊事本紀)崇神帝時、火國有土蜘蛛打猿者、抗命不服、帝乃遣志貴多奈彥子、建緒組討之、有功、因賜姓火君、封爲國造(舊事本紀、釋日本紀引肥後風土記、本紀志貴多奈彥、一作叔脩彥、訓諸遇、建緒組作速男江誤、今據釋日本紀)欽明帝時、遣火君率兵一千、守百濟要地者、卽是族也、(日本書紀)とある者是なり、姓氏錄、肥直、火多(ヒノオホ)朝臣また古事記、火君は之に同じ。二は火國別にして、景行紀に「妃襲武媛(ソノタケヒメ)、生豐戶別皇子、是火國別之始祖也」と見ゆ、蓋天皇熊襲征討、筑紫巡狩の時に誕生ありし皇子にして、子孫火國に土着して、一時名族と爲れるならん、其後世に聞えず、又故蹟を傳へざるは、早く斷絕したるにや。繼體、欽明、敏達の諸朝には、火國已に島原海灣の東西を兼併する名目となれり、從ひて國郡制定の日に、肥前肥後の稱起る。

玉名郡

玉名(タマナ・タマイナ)郡

本州の西北隅にして、菊池川の下游地なり、西南は海汀弧線を畫く、北に關山關川あり、筑後の州界に當る、東に米野嶺、木葉(コノハ)山、三之嶽の諸嶺横亘し、北界は和仁(ワニ)十町の諸山と相望み、鹿本(カモト)郡界を限れり。今四町(高瀨、長洲、南關、大濱)三十九村に分ち、舊孔衢を高瀨に置く。○玉名郡は肥後北方の門戶たり、舊孔道は關山(南關驛)に由り山鹿に出て、或は關山より高瀨に出て植木に向へり。今鐵道海岸に沿ひ小代山の西南を繞り、木葉谷に入り以て植木に向ふ。

和名抄、玉名を多萬伊奈と訓し、八鄕に分つ、舊號は玉杵名(タマキナ)なり。景行紀云、天皇將歸向京、自高來縣(今肥前高來郡)渡玉杵名邑、時殺其處之土蜘蛛津頰焉」と、和字正濫抄云、玉杵名を後世玉名に作り、杵字を省きたれど、猶和名抄に伊に通はして添たり、但し今は多萬奈と呼べり。○肥後名所署記云、玉名を郡名とするは、玉名大明神に始るといへど、其濫觴を詳にせず、神社近き里を玉名村と云ひ、其山を玉名山とよぶ。按に玉杵名の土蜘津頰の住める所、一書に大津山嚇嶽是なりと云ふは疑ふべし、玉名村蓋其遺墟のみ。三代實錄、貞觀十七年、太宰府言、有大鳥二、集肥後玉名郡倉上、向西鳴、令班幣肥後諸神、以禳鳥怪」と、郡倉は謂はゆる正院にて、玉名明神遙拜宮と云ふものは、禳怪の爲めに起されたる祀場にや。○肥後國志云、玉名郡總高十二萬石、軍役高七萬石、村數五百六十八、中世山北鄉、伊倉鄉、賓莊、東鄉、彌富莊、玉名莊、大野莊、江田莊、臼間野莊、野原莊、千田莊等三鄉六莊あり、中古、又西鄉別府等の名ありと云ふ、今は內田、中富、南關、小田、坂下、荒尾等の六手永なり、其うち內田、中富、南關を上玉名郡とす。(明治五年、千田莊中富手永を山鹿郡に復す、手永は方言組合なり)

(玉杵名)

大水(オホムツ)鄉　和名抄、玉名郡大水鄉。○今南關村、賢木村(久重)大原村、坂下(サカノシタ)村、神尾等の地を云ふ、中世以降臼間野(ウスマノ)庄の名あり。西北は州界久重(クシゲ)山關山を限り、南は小代山に至り、東は菊池川に至る。鄉名大水は後世大津に作るに因り之を推せば、水字をツに假りたるごとし。○延喜式、大水驛は本州の首驛にして、筑後府道驛より、大水を經て江田驛に通ず。

大津山(オホツヤマ)關址　肥後國志云、玉名郡東鄉(トウカウ)、臼間野莊大津山に在れば、大津山の關と云ふ、又松風の關とも云、和歌手引に

肥後の國飛里(マテ)の森より西にあるたつの瀨川や松風の關

とあるは此所を讀む、此關中古迄は肥後の內にて、筑後堺にかゝりたる山に當りしが、今は筑後の內に入て、背戶口と呼ぶ、源平盛衰記に「菊池次郎高直に、大津山の關明て參ぜよ」とあるは此背戶口の事也、此所より南を關の南と云ひ、北を關の北と呼びしに、龍造寺隆信、天

正平年中此所を領し、□の安房守□治を當□の城主とせしとき、家治南の關北の關と呼ぶべしと云けるより今の名になれり。(今北關は關北高里小路(今は後山門村)村の大字に存す、高里小路とは高里□の意にて、高里は大森□の一□なるべし)○□平□□云、平家は筑前國山鹿城へぞ入せ給ひ、菊池次郎高直をば大津山(一作大内山)の關あけて□らせよとて先立て遣したりけれども、此□□にはかばかしからじと思て、高直心替してけり、原田大夫種直も心替してけり、肥後守貞能は九國を從へんとて下りたりけれども、追出されて面目なし、□□□前守に任じ、種直筑前守に成たりけれども、緒方惟義に追出され、國務にも及ばざる上、心替したりければ、平家心弱く思はれける。○鎮西要略云、養和元年夏、菊池次郎隆直、南□□、宮司□□等□□□、會於大津山之關、而塞路、遂止往來□□之官物矣、大宰少貳種直(原田大夫)討隆直而果日、□叛於京都、七月、平家以肥後守家貞之子貞能、補肥後守、向官兵三千下向、貞能□□之間、其□往還困弊、諸侯兵旗、大貴□氏、鎮西□民爲之勞、肥後專□□者云、正平六年秋七月、足利直冬、小貳□尚、帥師到肥後、大友氏時宗會、九月、菊池武光襲直冬於肥後、追至太宰府、(鎮西要略)此月、北□□大津山城、□□□攻拔之、冬十月、□□□□、三池□□、□□□□、坂梨□攻拔之、肥猪原攻之、□□矣(三池文書、阿蘇文書)

高嶽城址

肥後國志云、臼間野莊南關村大津山に在り、此山東は□□山と相稱せり、小□山と相對峙す、この□の城、大津山河內守資基の所築也、資基は日野大納言資名卿の八男也、此卿は將軍足利尊氏と太睦くして、其末子資基は足利家に屬して武家となる、□後將軍□持の時、資基に玉名郡大津山を賜り、其□百五十餘人、河內國古市より應永二年十二月、大津山外目村木□□に下着す、廿四年、當城に城を築て移り、氏を大津山と改め河內守と號す、其造に正法寺を建立す、今の大津山明神の社地也。○按に大津資冬は、永祿中大友義鎮に逐はれ、義鎮小原入道宗意を以て目代と爲し、當城の城を保たしむ、宗意□を以て符に叛かんとす、義鎮□三千餘を遣り、資冬を□として宗意を其の城に討さしむ、宗意力□して死す、後資冬□龍造寺氏に降附し、又島津氏に款を通せしが、天正十五年の夏、秀吉公九州征伐の時、立花龍造寺先鋒にて肥後に打入、關の城をぞ攻たりける、城主大津山河內守三日支て□り得ず降參しければ、□野木村□て城をぞ受取けり。○肥後國志又云、大津山の城とは即高嶽を云ふ、一說今の色木山の山上を赤□□城の遺址と云、赤星氏家傳に、弘安年中、菊池武房弟、赤星掃部守有隆、蒙古襲來防□の勳功に依て、玉名郡七百町、□□□□、肥前□□□等を賜り、城を大津山□に築て之に居ると云云。

南關（ミナミノセキ）

今南關町と云ふ、人口四千九百、本州北境の山驛にして、山□を經て□本に達す凡十二里、又高瀬を經て熊本に赴く□里程□す、古への大宰□、大津山關の□とす、關川は村東の山に發し、西南流して肥筑の州界を縫ひ海に入る、長五里。

南□は丁丑の亂に官軍が營ける所也。征西將記云、二月廿五日、第一第二旅團の諸兵□南關に入り、牙營を正□寺に置き、第一旅團の首將等は已に高瀬に入り開戰す、三月一日に至り大藥□を取り牙營を移す、廿二日總督本營を南關に進む。

臼間野（ウスマノ）

今此名なし、臼間庄又臼間野莊と稱し、今南關、小原(舊名坂上)坂下、祠尾などの諸村の總號とす。○肥後國志云、南關、坂上、坂下、近□卅村、此を臼間野庄と云へり、東鑑に、壽永三年、池大納言家領、肥後國球□臼間野庄とあり、(按□と臼間は二所の庄と知るべし、同書、建長二年、間□□役□□の中に一本臼間野

（坂下）

太郎と載す)菊池家傳には、東□臼間莊とあり、坂下城遂今□地となる、□藤太の後裔、□□野左衛門尉□□子能登守邦□相續て在城す、宗意が先□何れの比にや下向して、臼間野莊坂上坂下にて百七十町を領し、在名を以て家號とす、臼間野莊廢けれども、分ちて坂上坂下を臼間野と呼來れり、當城天正十二年の比落去と云へり、阿蘇文書に□□兵□□滿□□名に「永正六年、菊池武隆又現形之間、拙者如肥後目、令出張、以臼間野□馬場陣取、武隆□□、□部□阿蘇□へ引渡之間、武隆生害以後、一國悉武經被任所存」云々とあり。

肥猪（コエヰ）

今小原村と合同し、大原と改稱す、舊名は坂上村と云ふ、南關驛の東に在り。坂下村は肥猪の南にして、小代山の麓に在り、□□城相接す、肥猪原は三池文書正平六年のものに見ゆ。○肥後國志云、肥猪村に高里森と稱する□名所あり(大津山□比參考)小原村に古城□あり、又古□善光寺あり、小原は□長十三年坂上村より分離して、城名に因りて名づく、大友の家臣小原大膳亮(或云三郎

（小原）

左衛門)鑑元入道宗意が城跡なり、善光寺、山の上に在りて、里俗古城と云、屋敷の迹を今や陣內と稱す、鑑元が母の墓ある處を宗が鼻と云、天文廿三年に鑑元當郡高が瀬の城に移り、後に天□の亂ありて、大友の爲めに攻闘れ、永祿元年□死す、善光寺は今禪宗□□也、初め眞言道場にて、坂上山清水寺と號し、玉名一郡の□□所たり、中比大慈山□光寺と號し、今は善光寺と改む、中

（善光寺）

興開山は東□□□和尚也、東明は大元の人にて、直翁に開法す、□仁年中、菩提□□入寺す、□□臼間野庄司宗泰(南□志には宗□とあり)觀音の□□を□く伽藍を再興し、善光寺と稱す、東明和尚年譜に云「明定禪人、俗姓源氏、天□山直□和尚之法嗣也、□□□□二年□□、住□□□長□□□□□□□官寺、元應中、來肥後□玉名郡小原村善光寺、其後合志郡□□原山□□寺[illegible]寺」云々。

大田黒

（神尾）今神尾村と改稱す、肥猪の東に接す、十町川、和仁川の二水北山に發し、大田黒に至り相合し、菊池川へ入る、長三里。○肥後國志云、太田黒神尾城、大津山氏代々の居城也、大津山河内守資冬、天正七年當所に籠城して、龍造寺家治と戰ふ、家治利あらずして退散す、天正十四年神尾城落去。○九州軍記云、天正十五年、肥後國一揆蜂起に附きて、柳川城主立花宗茂は、佐々成政の賴に依て、山鹿の城へ粮を籠めて歸るさ、南の關近くなりて、大田黒の城に有動が黨類、大知越前守五百餘人楯籠て、宗茂が歸を待かけたり、宗茂攻登て城へ付入之を伐取たり。

（和仁）（十町）大田黒の北和仁川谷に、吉地、和仁の二村、今合併して春富村と云ふ、其東に接する十町川谷に、板楠、十町の二村あり、今合併して緑村と云ふ、此二谷は方二里餘の山を占む。○吉地村古賀神社鐘銘に「享德二年十一月、玉名郡東郷莊吉地村」と見ゆ、天正年中、十町の郷士邊春氏、和仁の郷士和仁氏、并に豐臣家へ降り、佐々成政の麾下に屬せしめられしが、和仁親實兄弟之に服せず、亂を作す、邊春氏之を討つ、後共に亡滅す。

岩村原

今神尾村大字岩村の原野を云ふ、一名長野原、南關驛の東南三里、山鹿驛の西一里、丁丑の役、官軍の一旅團是より山鹿を攻め、隈部植木に向ふ、謂ゆる山鹿口是也。征西戰記云、三月二日、賊大擧して我岩村口を襲ふ、我兵力拒、賊殊に猛烈を極め、劇戰半日己まず、俘虜の言に據れば、賊は全力を此口に集め、以て南關を衝くの計策なりと（是日山鹿口の參謀長福原大佐狙擊せらる）賊將桐野利秋山鹿に來り指麾、其兵長野原腹切坂の上に出でしが、三日、官軍進擊、防禦線を腹切坂上の臺に定め、岩村の臺に一中隊餘の兵を配布し、第二防禦線を五本松の臺に定む、是時に方てや官軍次第に岩村に集る、四日夜に至り賊全く長野原東坂を棄て、鍋田堤に據り以て官軍を防がんとするの色あり、五日拂曉、岩村の兵出でて之を擊つ、賊益々壘を鍋田堤に築き壁を堅くす、六日、官軍平山村を取る、十日、三浦少將岩村光行寺に第三旅團の牙營を建つ、福原、揖斐、厚東、國司、佐久間の諸佐官之に從ふ、夫れ岩村は人家僅に五六戶に過ぎず、原中の凹處にして、前に腹切坂あり後に平野村の臺あり、而して腹切坂の上は廣漠たる長野原にして、山鹿町に通ずるの路あり、其峻絕の處、即車坂なり、是より以後は土地驟に下濕し、之を經て鍋田村の堰堤あり、是の堤天然の地形、遙に岩村の臺に對し、其長堤の中間に凹處ありて孔道を通じ、堤の東は津留村に接して平山村に對す、長野原は屈曲此堤と相對し、西は鍋田村に至り、東は平山村に至る、十五日、第三旅團の兵曉に乘じて遽に平山口を攻擊し、次て本道左翼兵を縱ち、又中軍及右翼の兵を進め、共に奮擊して賊の左翼の壘を拔くこと數個、賊も亦死戰して善く拒ぐ、我兵死傷少からず、乃賊を收めて原位に復す、二十一日曉、急に川を渡り傘松壘を取る、賊驚愕、遂に山鹿を棄てて走る。

內田

今川沿村と改稱す、神尾坂下二村の東南に在り、菊池川の西に沿へり、大字久井原は實福寺文書、正平十七年文書に東郷莊久井原村と云ふものにあたる。

燒米

（東郷）今關門、志口永の諸村と合せ、東郷村と稱す、神尾の南にして、菊池川を隔つ。丁丑役、三浦少將奇兵を以て岩村より拔田渡を經て、燒米村に至り、急に傘松壘の高地（今與本村米田村志々岐）を奪ふ、山鹿屯集の薩人驚き潰え官軍大捷。

江田郷

和名抄、玉名郡江田郷。○今江田、花簇、小田の三村と爲る、大水郷の南、菊池川の東岸とす。延喜式に江田驛を置く、大水より本驛を經て、坂本（木葉なるべし）若しくは蚊高（米野嶽なるべし）に向ひ、以て國府に通ぜる也。近年江田村に古墳を發き、甲冑脛環鈴等凡三十五點の古器を獲たりと、其遺品中、今東京博物館に藏置せらるゝものあり、又文政二年、江田の三寶寺の籬畔に、紫銅の一小版を獲、銘に

開白七道西海道太宰府
玉名郡人楢擬少領小初位下日置郡公（郡は部か）
又治地高野山

國志云、是は郡領解岐君（古事記に此姓の事見ゆ）の墓志なるべし、誌版の兩傍にある文字は書きさま餘り拙くして、讀かたく解し難きやうなれども、聞え難き事とも覺えず、開白は啓白といふも同き意にて、事の次第を或人が發城郡淨水寺の南大門の古碑の初に、開白と題したるを引たるは、よき證左にてありし、件の古碑は延曆中の物なれば、日置氏の誌版と大かたは同時程のことにや、又治地を或人が又の字は之の字のそこねたるといはれしは、實にさる事にて、肥後國はもとより太宰府の部內なる故、治地とはいひたるなり、其文極めて拙識なれども、其意はよく聞えて、開白す此葬地は七道の中、西海道の太宰府の治地なる、高野山なりといふ意なるべし。○今按に、日置は本郡に日置鄉ありて、日置氏は地方の名家とす。又云、江田村の高野神社境內、石塔婆一基あり、銘に貞和五年とあれば此神社勸請の比建設にや、弘治三年に再興せし時の棟札今に存せるに「大檀那藤原親冬、當宮司大僧都法印永秀、大願主肆山藏人允調實承、大工小工弘治三年」云云とあり、又此村三寶寺の邊字馬場の墳墓地に古塔あり、其銘に「南無□□大命□□□□一部延慶三年□月廿三日勸進沙門□□」と殘れり。○江田の東南に花簇山あり、一名日平山、南方木葉山に連接す、山下を花簇村とす、花簇の西南に小田、梅林の二村あり。

宗部郷

（花簇）和名抄、玉名郡宗部郷。○今詳ならず、玉名村石貫村などにやと想はるれど、徵證少し、高

山寺本字部に作る。

玉名（タマナ）　今玉名村と云ふ、江田郷の西にして、河水を隔つ、此村に玉名明神あり、縁起詳ならず、土俗遥拜宮と云ふ、又錦天山あり、本名玉名山と云ひ、卑少なれど、景致あり。○肥後國志云、玉名明神遥拜宮は、肥後守平貞能、當國七社草創の一也、一說、延久三年、右近將監則隆菊池郡に下向の時、其女玉依姫、玉名郡を化粧田として、辻の城(案に今の社地か)と云所に住し、月毎に阿蘇に參詣す、然るに明神の告に依りて、住宅の山を若宮神と號し、遥拜宮を西の方相殿に祀り、則隆をば八幡と崇め祀る云々、又里俗說に、嵯峨帝御宇に玉依姫と云人、當國に下向の時、當郡を化粧田として下し賜ふ、其比迄は此所を土車の里と云しを、玉依姫の住せし所故玉名郡と改む、後に菊池郡に居形を建て移住あり、此に阿蘇四宮を勸請して玉名明神と號す、此玉依姫の事を書たる草子を、肥後物語筑紫下りと名く、中頃迄は有しと云、足利東山義政將軍の時に撰ひし書目錄に、肥後物語とあるも亦之を謂へる乎。

征西戰記云、二月廿七日、官軍攻擊偵察隊を派し木葉を伺はしめ、其隊玉名を發し、迫間川(玉名村字迫間)を渉り、行くこと數町、賊兵の大擧來攻するに會ふ、道を分ち部を整へ、其勢風雨の驟に至るごとし、一は迫間川の上流を渉り稻荷山を踰え、第一旅團守線の背後に繞回し、玉名山に循て船隈の營を衝かんとし、一は高瀨川の下流を渉り、山崎原を越て、直に船隈の右側に迫らんとす、第一旅團乃ち二中隊を迫間に、一中隊を岩崎に分遣し、要擊を試む、又一中隊をして玉名迫間の賊に當らしめ、別に一隊を葛原山に撒列す、是時工兵は砲兵と共に迫間村の隴上に出て、急に胸墻二座を賊彈叢集の間に築造す、其一は川部田村の渡口に、一は其下流に於てし、以て對岸の賊を砲擊す、三好少將其城塞砲車の傍に立ち指揮せしに、賊丸其右臂の前膊を傷く、賊又上游の淺瀨より我左翼を衝き、玉名村林叢中に迂回し、南關の道を斷たんとす、官軍馳せて稻荷山に至れば賊既に其山腰に及ぶ、我軍山上及び側面より之を擊ち、賊將山內次郎以下十餘名を斃す、是山は玉名村に屬し、船隈村の背後に當る一小山たり、若し賊據と爲らしめは、南關の通路爲めに梗塞し、高瀨迫間川の諸壘も亦保守し難し、是日第一旅團の戰は、午前九時に昉り、日旰るに至るも未た輸贏を分たず、劇鬪數合、喊聲地に震し、砲煙天に漲る、既にして野津少將南關より至り、急に命して山砲一門を(遥拜宮の第十四聯隊の方面)に加へ、勢に乘して青木山に進み、四中隊を以て賊を擊つ、賊遂に大敗、死屍器械を棄てゝ走る、官軍之を尾し河南に至り、賊將西郷小兵衛を殪す、我兵死傷亦百餘人也、第二旅團の方面も亦一隊を分ち、繞て賊の左側に出しめ、其後を斷たんとす、賊顧みて大に驚き、火を民家に放ちて走る、我軍尾擊す、賊爭て船に上り中流にして覆り溺死する者又多し、時に午後四時なり、賊が放ちし所の火東北に延燒し、數字の米庫瞬間に灰燼となり、官穀數千石を失ふ、是戰や賊全力を以て雌雄を一擧に試みんとす、故に衝突の驍速、鋒鋭の勇銳なる、此役を終るまで前後比す可きなし、然れども竟に勝たず、多く精鋭を喪ひ、一敗頗氣力を折き、稍官軍の容易く破る可からさるを知り、其議遂に據險守戰に決し、軍情頓に一變せりと云ふ。

石貫（イシヌキ）　今石貫村と云ふ、玉名村の西に接し、小代山の麓なり、高瀨町の北一里、南關驛の南三里。○征西戰記云、初め賊兵の薩境を出て熊本に來らんとするの報あるや、谷少將は小倉營所なる第十四聯隊長乃木少佐に命して、小倉の兵を以て盡く熊本に集合せしむ、乃木急行して之に赴き、其半大隊は二月十九日城に入るを得たれども、其餘の兵は賊の爲めに植木驛に要せらる、乃木は見兵を提て植木木葉の間に轉戰し、衆寡敵せざるを以て、火を放て退き、本據を石貫村に相し、迫間川を警衛し、以て川床船隈を保ち廿六日に至る。

廣福寺（クワウフク）　石貫村に在り、禪宗洞家の名藍也、今寶類の餘さ雖、古文書を傳ふ、其書最寶混亂すと云ふ。○肥後國志、廣福寺大智は宇土郡如來寺僧なり、元に航海し名山の宿德に見え、徑山寺に七年滯留して、歸航の時颶風高瀨に漂着し、留ると三年に及び、正中元年三十四歲にて歸朝し、瑩山紹瑾和尚に傳法し、菊池郡穴河に聖護寺を建立す、領主菊池次郎武時國中の諸士と不和になり、所々に於て相戰ふと雖軍利あらず、聖護寺に至り和尚を憑む、大智潛に武時を隱し置き、其身は上洛して奏聞を遂げ、本領安堵の綸旨を申賜はりて下向す、因茲武時復一國を平治し、肥後守と號す、此恩を謝すべき爲に、紫陽山廣福寺を建立す、時に元德二年なり、事蹟通考曰、菊池武士自筆血判誓書等、今傳于廣福寺、最信ずべし、廣福寺の四至界、文中二年菊池肥前守武安寄進狀に云「東限、根本石貫堺尾立、筑後大道、西限字尾、南限、自多貝尾稻葉崎、至麻生南尾立、北限、自新宮下大谷、至清水谷福山大道、矢谷路、井手上尾立、東筑後大道」と見えたり、又寺藏の中に

關東谷光和尚韻　　大智

巖居露冷夕陽昏、鼓吹喧々隔隴聞、殘臘漸隨更漏盡、新年祗向曉天分、斷崖猿叫千峯雪、枯木禽吟半夜雲、好看東君施號令、滿山紅葉亂紛々、

建仁寺別源の大智自讚像の讚あり、其中に關山祇陀、現居廣福、永平六世嫡孫、天下馳名當代宗匠、智禪師住容と稱せり、大智偈頌は既に世に行はる、大智後に肥前國高來郡加津佐村に、補陀山圓通寺を建立し、彼所に於て示寂す、山鹿郡日輪寺傳義の祭文に云「維正平念一年、歲次丙午臘月十日、祇陀開山、法兄智公和尚大禪師、示

寂肥州之水月菴七十九」と。

小代山（筒嶽）

又庄代山に作る、玉名郡の中央（稍西南に偏せり）なる一座の山嶽なり、筒嶽、觀音嶽、前嶽、日嶽、天狗嶽等の諸峰あり、筒嶽最高し、一名墨摺と云ふ。筒嶽は府本村に屬し、小代氏の城跡を存す。小代は本武州入間郡の鄕名にして、小代平内重俊、寶治元年、本郡野原莊地頭に補せられ來住す、子孫世襲して天正中まで邑主たり、小代山の名之に因る。觀音嶽は石貫村に屬し、山中に舊正法寺蹟あり、山中の諸溪は皆南流、石貫川、大野川、友田川、蘋屋川等數派あり、皆長からず、石貫大野の二溪、高瀨川に入り、友田蘋屋の二溪長洲の海に入る。

正法寺址

月輪大師俊芿の故蹟とす、小代山に在り、今廣福寺其寺寳等を管理し、寺址には石觀音と稱する一字あり。

事蹟通考云、建保六年戊寅、先是、僧俊芿剏正法寺於玉名郡筒嶽、宴居此、是年受請還京師泉涌寺、元亨釋書曰、俊芿字不可棄、(正法國師傳、字我禪)肥之後州飽田郡之人也、母藤氏、十八落髮、十九於太宰府觀世音寺、受具戒、出關西、往來南北二京、建久十年四月、乘商賈舶、泛滄溟、五月初着宋之江陰軍、(中畧)建曆元年歸朝、着博州安武郡、四月、至建仁寺、二年々崇福寺、自崇福歸本邦、棲筒嶽、伐松元莿、創一伽藍、號正法寺、當時基跡、往々有礎石、芿以古基爲台、爲寺地、宴居于此、或授密灌、或宣戒法、往來揖徒、常百餘員、建保六年、(本書誤作建久、故今改之)芿在筒嶽正法寺、味木縣人辨慶、導入一山寺云々。

奉寄進　小代觀音堂邊内四至境事
四至　限東武光上登道　限南亭佐古下井立石小尾
限西大嶺高辻　限北堂上高峯
建曆三年歳次癸酉二月廿八日　所門大法師判

國志云、小代觀音堂法正寺の四至證文、并に大平寺の古簡、今廣福寺に傳ふ、菊池氏建立の尼院なりとも云ふ、始末詳ならず、

筒嶽觀侵上人所（事書畧之）
可被早建立、當郡石貫山内、大平野寺院之事
建永二年大歳丁卯九月日　預所代藤原　判

この他、承元二年、大平野寺院の事書、應永四年、菊池肥前守武照より大平寺主梓比丘に與へし書、また

肥後國玉名郡石貫村山内中泰平寺住持職事
先師淨楠比丘尼、任讓文之旨、不可有相違之狀、如件
應永十七年十二月六日　沙彌
泰平住持淨宗御房

等あり。

野原

莊名なり、小代山の西方諸村を總ぶ、今府本、八幡、有明、荒尾等數村と爲る、長洲濱の北に接す。○小代系圖に云「小代八郎行平孫、平内右衛門尉藤原重俊、寶治元年、補玉名郡野原莊地頭、自入間郡（武藏）小代鄕來住、子孫築城於筒嶽、小代重峰、建武年中、屬于足利氏戰功多」、また廣福寺系圖云「貞和四年、龍造寺家平、爲野原西鄕、增永地頭」この增永今有明村と改稱す。

府本（永册）

今府本村と云ふ、府本は古の首里にあたり、山麓の莊にあらず、高瀨驛の西北二里半、三池（筑後）に通ずる山驛とす、（三池まで二里餘）長洲濱の東北一里半。

爲太鄕

和名抄、玉名郡爲太鄕。○今詳ならず、或は疑ふ、平井村大字井手あり、卽爲太の訛にやと、井手は府本の北にして、關川の南畔に屬す。

荒尾

府本の西なる海濱の一村なり、其北界は關川に限られ、筑後三池郡に至る。詫麻文書に「康曆元年、寄與狀、野原西鄕、關外名之内、荒尾」とす、今此村大字宮内に淨業寺存す、寶治二年、小代平内重俊建立、辨智上人開基、（聖光上人の弟子、淨土宗の名僧）小代氏代々の墳墓あり。

大島山

今荒尾村大字大島に屬し、肥筑の國界は此嶺山の北に定めらる、山上に虛空藏堂あり、山脚なる汀には、岩石波濤に洗はれて出沒す、亦一佳勝なり。

石津鄕

和名抄、玉名郡石津鄕。○今詳ならず、或は疑ふ淸里村大字牛水あり、卽石津の遺蹟にや、石津は泉州大鳥郡に以之都と訓すれど、以之乃都と訓ずるも不可なし、後世石を牛に誤れるごとし、長洲濱は本鄕の屬域ならん。

長洲（長渚）

今長洲町と云ふ、海驛にして鐵道停車場あり、大牟田驛南五哩、戶數一千五百、地方の大邑也、市街の東南なる腹赤村、鍋村は卽古への長洲濱なり。○長洲に小船港あり、此より百貫に至る十五海里、島原に至る十二海里、此地は筑紫海（一名有明沖）の中、島原海灣に北界に當る。

肥後國志云、長洲もと長渚に作る、釋日本紀に肥後國風土記を援きて曰はく「玉名郡長渚村、在郡西、昔日大足彥天皇、誅球磨噌唹、還駕之時、泊御船於濱」云々、日本紀、景行帝高來縣より、玉杵名の邑に渡るとあるは、此經歷のことなるべし、里俗の說に、往昔は今の沖の洲より西の濱に、女石大明神正體の神石あり、每歲祭儀八月十二日の曉天、潮未滿前に、神官一人數千步の海沙を步して、到十彼所、神事を修す、而れども近世陸の社と一所に合せ祀るの後、其事止みぬ、又今の宮地近邊、海濱の畔には、上古の鳥眼錢を掘り得る者、近世迄もまゝありしと云ふ。

腹赤濱

長洲濱を云ふ、今腹赤村の名存す、里人上古より魚を貢御に奉り、之を腹赤贄と稱せり。○延喜式云、太宰府、貢進年料御贄、腹赤魚、筑後肥後國所進出、其數兩得。○肥後國風土記云、玉名郡長渚濱、昔者大足彥

天皇、[illegible]、御□□□□魚多之□人、吉備國
朝□貝、□□□之、□有□□、□獻天皇、□曰、□獻之
魚、此□□□、□□貝□串、□□□名、正□□魚(□須)
□□□□日、□□□物、□云□□□、今所獻其□□、
可□□□魚、今□□□貝、□□也、(俗説辨云、昔長濵
與□の□に、井上□名と云者有て、景行天皇に魚を献り
たりと云傳ふ、今も□赤□と名附け、肥後の名產の一也、
一説に腹赤は石鮭(アカハヱ)(又作鮧)なりと云ふは非なり、風土記
に「未□□名、□□」となりて、地名に因り之を腹赤の
御贄と呼ぶ、あながち鱒にも鯛にも限るべからず、何魚
にても此濵より獻りたるを、腹赤魚と曰ふ。今按に、鯛
の一種□に、□倍と呼ぶものあり、腹赤魚は蓋之を指せ
り、長五六寸許、□に似て形小なり。(肥後國志云、腹
赤魚の故事は、今腹赤濵名石(メイシン)明神祠に之を傳ふ、(俗説辨
云、□赤濵に□御池の字あり、又名石明神あり、四王子
山に□坐し、之を□宮と稱す、□景行天皇を祭る、沖洲
村に神宮あり、此には皇□日向御刀媛を祭ると云ふ)江
家次第を按するに「腹赤奏、若違期不參、則七日奏之、
若當□杖□□也」と、加茂長明が四季物語に「國栖立樂、
腹赤奏など皆神々しき例しなるべし」と記たるは是也、

拾遺集、清原元輔

　みよし野も若菜つむらんわきもこがひはらかすみて日
數へぬれば、

□□集、衣笠右大臣

　四方の海波しづかなる御代なれば腹赤の贄もけふ備ふ
なり、

山家集に曰く「筑紫に腹赤と申魚の釣をば、十月一日に
おろすなり、しはすに引あげて、京へは登せ侍る、其釣
の繩遥かに引渡して、通る鯛のとなわに當りぬるをば、
かこらかかりて、かこちがましく申て、むつかしく侍る
なり、其心を詠る、

　腹赤つる大わたさきのうけなわにゐかけつゝすさんと
ぞ思ふ、」

近世、阿野大納言の歌あり、

　立帰るひじりの御代の春とてやそなふるけふの腹赤な
るらん、

是は國主細川忠利より、腹赤贄の後世中絶したるを、再
興せらし時の事と聞ゆ、宇土郡長濵にも、御贄の故事を
傳ふれど、是は古歌に長渚を長濵と誤れるに因りて、其
説あるのみ。

大野(オホノ)

　舊莊名なり、又大野別府と云ひ(伊倉別符を本名
とす)長洲濵の東、小代山の南、高瀬川以西の村
里を總ぶ、今高瀬、彌富(ヤトミ)、大野、築地(ツキチ)、睦合(ムツアヒ)、高道(タカミチ)、滑
石(ナメイシ)等の數村と爲る。

肥後國志云、小代文書及び託麻文書に、元弘建武の比、
大野莊を大野別府とも錄す、未だ其來由を詳にせず、日
嶽(小代山の南尾)に開田城跡あり(今睦合村大字開田)大
野氏の故墟とす、建久中、紀國隆初めて大野莊二百五十
町を賜りて下向し、大野を以て家號とし、中尾高岡に居
住す、國隆男子三人あり、嫡子中村太郎時隆は、高瀬中
村五十五町を領し、二男築地次郎國光、築地五十五町を
領し、三男大野三郎秀隆、中尾高岡五十五町を領し、父
が家を相續す、大野系圖曰く「紀國隆(大野小次郎)、建
久四年、補玉名郡大野別府地頭、舊繁根木八幡宮之別當
也、蒙古襲來補詞書、弘安四年合戰之時、肥後人大野
小次郎國隆、按建久弘安、相距八十年餘、疑建久者、建
長建治之誤歟」、桃源問答曰、大野國隆は大野莊の地頭な
りしよしの説は、清源寺文書、紀中伊豆入道紀宗善が弘
治三年の譲状に因る、其比かく諸國在國地頭などより、
當國他國の社務を兼たりし例は、草野次郎大夫永平、筑
後國の在廳にて、肥前國鎭宮の大宮司に補せられ、詫磨
別當次郎時秀が少貳豐前々司景資に代りて、筑前國志賀
社の地頭職に補せられたるなど、此外にも猶いくらもあ
りしなるべし。

(富[illegible])

繁根木八幡宮(ハネギ)

　今彌富(ヤトミ)村大字繁根木に在り、玉名郡□□□社
祀らず、□傳ふ□□藤崎祠の分祀にして、寛和元年創建
なりと。○肥後國志云、大野氏は莊内繁根木八幡宮の別當
を兼帶せり、祠北の山田村(今築地村と合併し築山と改
む)に天台宗吉祥寺あり、此寺は即八幡宮の社僧なりし
とぞ、又古塔□□錄曰、山田村字保多地の山中に古塔あ
り、土人此御前の塔と稱す、其銘曰、

奉造立供塔一基、夫□□造塔者根、滅罪生善姿基、往
生極樂□□也、□故原太子□頭、爲離苦得道造立、仍
法□□□利益故也、建長大歲庚戌五月十六日、

又八幡宮文書に

奉寄進　肥後國玉名郡大野別府中村内、繁根木山藥師
　如來、並八幡大菩薩御寶前燈物之事、
右件燈物等、任先例、奉寄進所也、當津往返船別之燈
物、如法被召置、可有御定寺社修理料候、仍爲後日寄
進狀、如件
　應永廿一年甲午十月八日　大工丹治忠性判

當津往返とは、高瀬津往返の謂にて、舟船より寺社修理
料を徴收したる古帖を知るべし。

考古雜志云、繁根木八幡の近傍なる古墳、近時發掘した
り、此墳の特點は、石棺が上部にありて石槨が下部にあ
ることゝ是なり、石槨は墳の左側、高さ六尺五寸、奥行六
尺四寸、間口四尺四寸あり、石材は二三寸位の厚さあり、
大小不整なるも穹窿狀に作れり、天井及び入口、中門に
は、比較上大石を用ひ、室内の奥壁及び左壁に、折り曲
げて石棚を設けたり、壁及天井等に朱を塗り、石棺の用
石は灰石にして、内面に朱を塗れり、前後に凸起物あり、
棺の長さ六尺四寸、身盤を備へたり、此古墳發見の際、
石棚の上に鐵兜三、鐙一、頭に觸ある劍數口、籾四五升

(符別)

を載せあり、又左衽の鐵襷一對、貝輪三個は石棺中央より得たり、矛は棺外より得たりとぞ。

按に繁根木八幡は宇佐の別宮にて、往昔郡司日置氏が私墾を以て神領と爲し、伊倉別符を建て、本祠を鎭守と定めたる所也、宇佐大鏡に其證據々たり、肥後國志の別符（ベツプ）の說は全く妄推也。○國志云、長瀨眞幸曰、肥後は國廣くして、地海岸に接す、高瀨伊倉等は海要の所、一國の大湊也、古來唐船も來泊す、故に戍署を大野に於て、國府の不及を補ひ、又異賊海寇の備禦とす、是を別府と名く、其府に直隷して用途の料費を資る村々を、大野別府の內と云、後府廢して莊となり、其屬村悉く編附す、府の置廢何れの年なるか、其跡も又分明ならず、建武の比莊となりし後なれども、昔の儀にて、文書にも大野別府と書きしなるべし、桃源問答曰、長瀨眞幸が常國別府の說も大かたはよく聞えたる事にはあれど、往昔高瀨は大湊にて、唐船なども來着したる故に、異賊防禦の爲めに別府を置れしと云るは、おぼつかなき考にて、是は今の伊倉町に明商の墓のあるを、俗に唐人の墓と云より、思ひつきたる附會の說にてあるべし。

宇佐大鏡云、玉名郡伊倉別符者、當郡司日置則利先祖、相傳之私領也、而以承保元年、筑前講師永源、見寄買得之、爲向後、請府國衙公驗、於手當大宮司公順令渡得畢、以後雖半不輸之神領、雜事官物、於國庫之外、無他國役。

岩崎（イハサキ）

今彌富村と改む、繁根木八幡宮の東にて、高瀨驛に接す、清源寺文書に「大野伊勢守紀光隆、正平十四年、大野別府岩崎村」「又天授二年、大野別府岩崎一分地頭、岩崎式部隆貞」などと見ゆ。

日置鄕（ヒキ）

和名抄、玉名郡日置鄕。○今高瀨并に大野莊の村治にあたる歟、延喜式、匹野神社は彌富村に存す、匹野即日置野にして、或は匹石原と稱ふ、又本郡江田村三養寺發見の銅版銘に、玉名郡擬少領日置郡公など云人名を載せたり、また別符を參考すべし。

匹野神社（ヒキノ）

神祇志料云、今立願寺村(今彌富村大字)匹野原に在り、匹石野大明神と云ふ。○肥後國志云、此神は延喜式肥後四社の一にして、今疋石野村に在り、延喜式には疋野と記し、續後記、承和七年、肥後國玉名郡疋石神を以て官社に預らしむ、云々、此社何の頃よりか廢迹となりて、社地も殆んど不分明、然るに近世細川綱利君廢れたるを興し給ひ、延寶六年、玉名郡大野庄中村に於て、社產五十石寄附あり、古は立願寺を社僧とす、寺廢して、今は地名となる。○按に書紀通證に、腹赤濱の女石明神を疋石神にやと疑へり、然れども日置鄕疋石原の地名あるに據り、女石と相混同すべき者にあらず。

立願寺溫泉（リフグワンジ）

今彌富（ヤトミ）村に屬す、石貫川の右岸に在り、立願寺の北、石貫村大字富尾（トミノチ）にも鑛泉湧出す。○鑛泉志云、立願寺溫泉は、鹽類泉にして、無色透明臭味なし、溫九十一度、地藏山麓に位置し卑底なり、高瀨町を去る二十町、北に小代本田兩山を負ひ、浴池木槽を造る一所、弘化三年の發見に係ると云ふ、立願寺の東北一小阜を隔て、富尾鑛泉あり、相去る五町許(富尾一作頓尾)。

高瀨（タカセ）

今高瀨町と云ふ、菊池川(此に玉名川、又は高瀨川と云)の右岸、海口を去る一里半に在り、鐵道車驛にして、(長洲の東六哩、熊本の北三十一哩)又本郡の郡衙所在地とす、戶數七百。

高瀨は明治十年役の戰陣の衝に當る、征西戰記云、二月廿五日、野津三好兩少將の南關に至るや、乃木少佐の兵を合して、賊と高瀨に相持し、諸隊を部署し、廿六日を期し植木を進攻せんとす、而して野津は留りて南關を守り、三好は岡本中佐と共に兵を引き、先鋒を高瀨の前面に專ら大に之を破る、賊其兵を迂廻して山鹿より兼松に向はんとするの狀あり、因て福岡在營二中隊を久留米に遣て之に備へしむ、共に是の賊は旅團の利最にして大捷を得、賊をして始て官軍の懼る可きを知らしめしを以て、茲に其畧を記せんに、是日昧爽、第一隊は迫間川を渡り、第二隊は高瀨町の前面より、並び進て植木に向ふ、第一隊既に川を渡り堤に沿て前進、忽然賊兵を發見す、彼れ進て迫間の丘陵に據んとす、互に丘陵を爭ふ、賊兵慓悍能く戰ふ、午後に至り遂に丘を奪て敵射す、然れども地形の不便と人員の寡少なるを以て、日暮兵を收めて退き高瀨に守備す、第二隊は高瀨川を渡るの後、木葉の間道を進み、寺田の阜に至る、賊據て我軍を遮る、賊は大抵熊本人なるを以て、地理を熟知し諸處に出沒す、然れども我兵奮闘數刻にして遂に賊兵を敗り、寺田村を取る、既にして日暮るを以て交綏し舊線に復す、是戰賊を殺傷する殊に多く、賊の銳氣始て挫折す。

肥後國志云、高瀨の名は明人の籌海圖編に出づ「薩摩之北、爲肥後、其與爲開懷世利（カハシリ）、爲達加什（タカセ）」云々、往昔は高瀨井に伊倉に唐船來舶し、入唐の人も多くは此兩所より發船すと云ふ、蕉堅稿に絕海が壽天錫を祭る文中に「予近南遊、寓高瀨津」云々とあり、絕海錄なる「應安元年、師三十三歲、大明洪武元年二月、航海南遊」とあるに符合す、又此地は菊池氏の所領なりき、今布袋町の邊を高瀨城趾と傳ふ、城主は菊池肥後守武光二男、孫次郎武敎より出たり、武敎が事は海東諸國記にも「武敎、丁丑年(我長祿元)以武藏呂稱名、使人來朝、以遠遣不緊人、不接待、丁亥年、改名武敎、來賀觀音現像、書稱、肥後州高瀨郡藤原武敎、菊池殿族親、爲其管下、居高瀨」と載たり、其子孫武基、宇土郡に死してより、城を敗壞せしにや、高瀨系圖曰「藤原武尙、武時十三男、而武光之弟也、領玉名郡大野別府中村、居高瀨保多木城、後崇祭保多木靈社」、武尙は武敎四世の祖なり。

西教史に、教師アルメーダ肥後のタカシにて、肥前橫瀨浦の安危を聞くこと見ゆ、當時アルメーダは豐後の府內

よりタカシに至り、島原を經て横濱浦に赴く、タカシと[illegible]の言訛なるべし。

寶成就寺（ハウジヤウジユ）　肥後國志云、高瀬に在り、[illegible]所と稱す、此寺九州眞言宗の根元と云ふも、草創年代、開基等分明せず、本尊盧舍那、脇士不動、愛染の木像は唐の薫祥が作なり、後年火災に罹りて、[illegible]及什物等多くは燒失せしに依て、往古の來由不詳、觀應二年の比、快水法印再造の故に、快水を中興とす。

（淸源寺）（淸源（セイゲン）寺は禪宗にて、正平二年、菊池武蔵守武尚建立、開山明山一覺禪師也、開山は肥前國佐賀郡の人にて、聖一國師の法孫なり、後村上帝當寺を以て勅願寺となし、菊池武尚敷地の證文あり、大野別府中村、高瀬法[illegible]寺と號す。（今腹赤村に淸源寺の大字あるは、其寺領なりしならん）

願行寺（グワンギヤウ）　肥後國志云、高瀬新町に在り、時宗を奉ず、貞和五年、其阿彌陀上人（遊行五世他阿）の開基とす、一說、興國七年建立とぞ、寺中に龍造寺隆信の首塚あり、隆信は六郎次郎周家の子、一說、隆信は有田九郎左衞門信貴が子とあり、肥前國[illegible]（ミツガイ）城主なり、天正十二年二月十四日、肥前有馬に於て戰死す、肥前記九州治亂記に、龍造寺隆信の首を高瀬に葬ると記する者此也。（寶西要略云、島原役後、島津義久、差使者、送龍造寺隆信之首於肥前、肥前人不容焉、報曰、不運之頸、無所容、不能拜受、而返諸使者、使者歸到肥後高瀬、葬於願行寺、願行寺傳曰、薩摩使者奉隆信之首、而歸將踰高瀬河時、首極重、而不搖如磐石、人皆怖畏焉、使者謂、夫高瀬河者島津與龍造寺、領肥後之分界也、疑隆信之魂鬼、不欲去其領境也、寺僧稱之云々、諡號泰岩宗龍、稱五州太守。

滑石（ナメイシ）　今滑石村と云ふ、高瀬の南にて、河口の海濱にあり、土俗[illegible]浦と呼び、山水の景すぐれて佳なり、[illegible]浦より長洲へ七海里、島原へ十三海里、百貫石へ十海里とす、滑石の東傍は大濱町なり、船舶の出入あり。

下宅郷（シモヤカ）　和名抄、玉名郡下宅郷。○今詳ならず、八嘉（ヤツカ）村などの地にや、下宅は資母也嘉と訓ずべく、上宅と相對の稱號と想はるれど、和名抄に上宅郷を載せず、然れども八嘉と相並び下村の名遺り、今梅林（ウメハヤシ）村と

（八嘉）改稱す、此地即下宅にして、上宅は木葉山北の二村を指すにや、疑を錄して後考を竢つ。

坂本（サカモト）　延喜式の古驛名なり、今詳ならず、其路次を按ずるに江田驛の隣驛なれば、木葉の邊なること推知すべし、今八嘉村に大字坂門田（サカモンタ）あり、坂本の訛にあらずや、木葉驛の南に接す、坂本の次驛は高原なり、即今の植木驛の邊とす。

津留（ツル）　今梅林、八嘉の二村と爲る、蓋古への下宅郷にや、高瀬の東に、河水を隔て、木葉谷の山口なり。

肥後國志云、津留天滿宮の社地を今安樂寺村と云ふ、（今梅林村）託麻文書、建武三年四月宗直申狀に、安樂寺合戰の事見ゆ、是は菊池氏と一色等の武家方の爭戰なり。按に、天滿宮託宣記曰「右大辨惟仲朝臣者、我家の門生也、肥後國の司と有し間に、寺の爲に頗用意有、玉井名合志の庄等、其志あるものなり」云々、津留天滿宮の緣起は之に據るべし。

木葉（コノハ）　今木葉村と云ふ、高瀬の東一里半、鐵道車驛なり、木葉山は驛北に峙ち、驛東は一帶の丘陵起伏南北にわたる、諸溪澗驛傍を過ぎ西流、高瀬川に入る。（木葉山一名鐙南山、山中に石灰を産出す）

（木葉山）（稻佐）征西戰記云、二月廿二日の夕、乃木少佐植木驛に戰ふ利あらず、木葉村に退く、廿三日、賊木葉を攻む、官軍寡少當るべからず、力拒終日、夜に及び將に退却を爲さんとし、殿兵四十稻佐岡に據る、少佐親ら之を撿査し歸て右翼の退却を促し、まさに陣勢を轉ぜんとするに、賊兵數百早く已に木葉山を迂回し、稻佐（イナサ）の背に殺到來す、賊兵輜重運輸の役夫忽叫喚逃巡す、我兵爲めに逡巡挫顚す、賊横に乘じて亂進し支ふ可らず、時已に黄昏、連雨晦瞑、砲煙四塞、彼我面を認め難し、自及田隊ち赤手搏つ、其紛亂名狀す可らず、初め乃木少佐其馬の已に斃るゝを以て、吉松少佐の馬に換乘せしが、彈丸之に中り、馬倒れ少佐墜つ、僅に身を以て免れ、木葉川を渉り寺田山に遁し、潰殘數十の兵を集め、稻佐に向て一齊火を行はしむると雖、賊敢て我を追て稻佐村外に出でず、青山大尉なは右翼の守地に在り、今田中尉死を期して肯て退かず、大尉諭して共に退き、宇佐川少尉と同く殿戰し、暗に乘じて山間高瀬の間道より走り、午後九時、本隊と川床（石貫村）に會す、摺澤少尉は乃木少佐の急を救ひ、返戰三彈を被るも、[illegible]退時を得たり、吉松少佐（秀枝）是夜傷重くして遂に木葉に卒す、屍を木葉山の麓に斂めたり、又云、三月三日、官軍第一第二の兩旅團、木葉の賊を擊つ、其進みて安樂寺に達するや、賊已に堡砦を横現山の半腹さ、稻佐村宮山との要地に築き、以て掎角の勢を取り、砲數門を架し、我の左翼を要擊す、我先鋒の横現山に近づくや、全隊を驅り山の半腹なる賊壘を攻擊する數次、銃砲亂發、聲山谷を動かす、既にして一群の賊我左翼を襲はんとす、青山大尉背後の山中を繞り、賊の側面を瞰射し、其衆を励し銃に槍し、田崎を徑して直に進み、攀援して賊壘に逼り、遂に之を陷る、賊火を民家に放て潰走す、青山大喝して曰く、勢に乘じて木葉を取らんと、突進奮鬪す、賊終に敗れ走る、我軍北ぐるを追て吶喊追擊し、木葉驛を取り境木の地を略す、日已に暮るゝを以て戰を停め、前哨を田原坂下に配布す、賊是より田原坂二段の險を扼し我を拒ぐ、我軍牙營を木葉驛に移し之を攻む、是月二十日、初めて田原の隘塞を拔く。

肥後國志云、木葉町に屋瓦及び瓶を作る、又人形等の偶像を土にて作り一名物とす、城迹あり、正平四年、託麻河尻の諸士、足利直冬を大將として、宇都宮隆房を攻ち、

斬首百餘級に及ぶ、隆房の所居未詳、按に其兄公景は木葉村の地頭たり、故に隆房代官として木葉に居れる歟、木葉古城、一に宇都宮城と謂ふ。○按に、名和氏紀事に「天文二十二年、肥後國名和家の一族、伊津野十郎は玉名郡小森城に居る、鎭西要略、天文十六年、加藤淸正入國の後、名和氏の族伊津野將監、手勢五百餘人を以て、小守城に楯籠る、淸正自ら馳向て城を拔き、將監を討取と あるに合へり」云々、一書に木葉に古城址あり、小森田將監之に居る、加藤淸正之を拔くと載す、小森田小守盖一地にて、即木葉の尙塞なるべし、又一說小森田氏は花簇山に居ると。

山北(ヤマキタ)

(二俣)

今山北村と云ふ、木葉の南に接す、三嶽(サンノタケ)吉次峠の北麓にして、白木、二俣(フタマタ)、原倉等の大字あり、丁丑役、二俣口、木留山、吉次峠の戰鬪は、是方面に起れる者とす。○征西戰記云、三月五日、是時に方りて、征討諸隊前後相踵て戰地に輻湊し、歩兵の數三十二中隊の多きに至り、(砲兵輜重傳令騎兵は與らず)兵勢稍振ふ、然れども累日連戰、未だ其功を見ざるを以て、諸將校を會し更に進擊の策を建て、賊に田原口を塞ぎ專ら二俣口に向ふ、七日、曉霧を冒し兩旅團の諸隊一齊に二俣に出て、林藪山峽を潛行し三面並び進む、夫れ二俣の地たる田原坂の右側に在り、田原二俣の間は地勢窪下水田錯落、阡陌縱橫にして、隊伍並び進むを得ず、賊堡壘を其要所に築き、以て田原坂前面の壘と相犄角す、我兵阡陌を超越し、直進猛擊して先つ其の數壘を拔き之に據る、賊返戰之を爭ふ、其拔刀亂所、進退の剽輊なる、恰も脫兎逃鶻の如し、我兵銃槍を揮ふて之を支ふるも防ぐこと能はず、一たびは彼一たび我、或は奪ひ或は奪はれ、此の如き者數回に至る。

肥後國志云、山北鄕に西安寺の廢跡あり、相良賴平の石碑、その銘に曆應元年七月□日とあり、相良家譜曰、遠江守爲憲より五代、左兵衞尉周賴、遠江國榛原郡相良莊を領し、始めて相良と稱す、其子孫賴景、建久九年、源賴朝公の命に依て肥後に下向す、男子三人あり、嫡子三郎長賴は球磨郡に住し、二男四郎宗賴山鹿郡に住し、內田相良と稱す、三男五郎賴平玉名郡に住して、山北五郎左衞門尉と稱す。

伊倉(イクラ)

今伊倉村、大濱村、玉水(タマミヅ)村、豐水村、横島村の五に分つ、高瀨の南、山海間の大邑なり、即菊池河口左岸の地にして、三嶽其東に聳ゆ。

肥後國志云、伊倉は貨邑なり、土俗伊倉五山と呼べる古刹あり、伊倉山太平寺、櫻井山安住寺、海福山潮音寺、大寧山長福寺、中尾山報恩寺これなり、伊倉北方村の堂山に古石塔あり、其七基は年號を讀むべし、

文應の塔二基(齋形にして蓋石なし)應長の塔(數層の上に地藏を安す)永仁の塔(形文應の塔と同し)文保の塔(蓋石のみ存す)元亨の塔(佛石蓋石とも顚倒せり)

建武の塔(長圓形なり)

又云、伊倉の丹倍津は相傳ふ往昔韓人來泊の津頭にて、又入唐僧俗多く此より發船せしと、元和以前迄も、唐船此所に着岸す、其船の着し所を、今に船津村と云、慶長年間、國主淸正侯此邊の海口に横島の石塘を築き、悉皆田地となし、僅に殘れるを唐人川と云、伊倉兩八幡は、南朝正平六年、高田御所(征西將軍懷良親王、八代高田に在館の時)の建立也と曰へり、又伊倉に明人郭氏の墓あり、里俗唐人墓と呼ぶ、構造本朝の模樣にあらず

皇明考沂濱郭公墓　元和己未年仲秋吉旦建

海澄縣三都男珍稟

とあり、考は父なり、沂濱は號歟、海澄縣は漳州の內にあり、己未は元和五年なり、往日此所に唐船來着の時に、來朝して死たる者也、子孫今に此地に在と云。○按に伊倉に韓國貿易の事、又唐船來往と稱するもの疑ふべし、慶長年中、國主加藤氏朝鮮陣の時の出入碇泊にして、郭氏と云ふは當時の俘囚なるべし。

横島(ヨコシマ)

今横島村と云ふ、伊倉の南也、征西戰記云、三月、高瀨の海岸線は本營を高瀨に置き、其諸兵を統轄す、而して横島、部田見、邊田野に各一中隊、原倉に二中隊、又右四箇所の援隊として、伊倉に一中隊を出し、以て防禦に充つ、賊も常に斥候偵察を此方面に出せども、原倉及び小天にて二回の小戰ありしを除くの外、終に開戰に至らず、是時に當て我戰鬪線、右翼は木留、中央は植木、左翼は鳥栖に亘り、之を第一線と爲せり、尙第二線の防禦を固くせんと、堀江中佐をして更に此口の兵を指揮せしめ、右は横島より唐人川に沿ひ海岸に至り、左は横島より、半高山、横平山、七本を經て味取山に至るまで、多く胸壁を築き鹿柴を樹て、以て防禦を嚴にす、其唐人川、横島より半高山の麓まで、又味取より植木に至るまでは、作業を果したれとも、他の處々は未着手に及ばずして、熊本城と聯絡するに至れり。○國志云、横島は慶長年中まて全く海島にして、伊倉丹倍津との間に入江あり、之を京泊と名つけ、泊船の所たり、加藤侯築塘してより、江灣田野と爲る。

大濱(オホハマ)

俗に濱町と云ふ、戸數四百、伊倉の西、菊池(高瀨)川の末にて、海濱に居る、此海驛は寬永比まで漁村なりしが、正德頃より諸方の廻船出入し繁昌に赴き、今は漁戸なく、廻漕業者多し。

吉次越(キチジ)

(原倉)

伊倉村の東南二里に在り、山北村大字原倉(ハラクラ)の上方にして、三嶽の北尾なり、之を踰ゆれば、木留を經て熊本の北郊に出づべし。○征西戰記云、三月三日、野津大佐六個中隊を以て、伊倉村を經て吉次越に近づく、行程二里餘なれども曾て一賊を見ず、伊倉は木葉本道の南に在て、相距る僅に二十餘丁、東南三の岳の麓に接す、其地勢太だ高く、邐迤として西北に低下す、而して其坂路

は嚴霧にして、前程を見る能はず、乃先づ偵卒を派して徐々進行す、時に砲聲頻に木葉の方位に轟發し、火三四處に起る、蓋本軍の甞戰なり、再進して原倉村に抵る、亦一賊を見ず、居民を呼び之を問ふ、曰く此を距る七八丁にして立岩村あり、即吉次越の麓なり、賊砲墩を此に築き之を固守し、又多兵を以て吉次越を守ると、是に於て野津大佐は各隊に進擊の方向を指示す、而して坂門(サカモン)田口の後拒未達せず、迫田大尉機の緩くす可からざるを見て、其二中隊を以て先づ進み、小銃を用て賊壘に迫る、賊胸墻に憑て死守防戰し、潛に其兵を分ち我左翼を繞り背後を突かんとす、是日劇戰、午前十時より午後三時に至る、已にして我右翼賊の左側を破り、火を其舍に放つ、賊支ふる能はずして潰走す、伏戶路を掩ふ、猶退て吉次の險を保つ、我軍力攻、日も亦暮る、乃胸墻を築き、徹夜[illegible]す、四日曉、迫田大尉木留の賊營を掃ふを期し、立岩山を降り賊壘を睨視するに、纔に砲臺を安し、兵若干を山腹に撒布し、而して溪谷を山麓に帶ぶ、其距離僅に二百米突、其間樹石の隱蔽すべき者なし、因て濃霧に乘じ、銃を吶喊、肉薄して壘を陷れ、木留に近づき、兵少きを以て後續を待つ、是の時賊我半高山を襲ふ、我軍利あらず、即ち前日の敗狀を以て川尻の本營に報じ、更に五中隊を發して來らしめ、其勇銳昨日に倍す、戰の酣なるや彈擊相濺り繼ぐに銃槍を以てし、一進一退互に死力を盡す、我軍午餐に遑あらず、既にして午後十時を過ぐ、賊其兵を懲して來る、銃砲の響き山壑を動かし、煙氣濛濛の中、唯火光の閃々たるを見るのみ、良久くして勝敗を決せず、賊將篠原國幹挺進其衆を指揮す、江田少佐之を識る、善射を擇び狙擊せしむ、音に應じて斃る、一賊負て遁る、戰鬪益々烈く、江田少佐も亦賊丸に死す、我將校死傷過半、號令徹せず、兵氣爲めに挫折す、野津大佐急に隊を收め高瀨に退却す、大佐已に高瀨に退き、野津少將と合議し、高瀨、原倉、伊倉には嚴に守備を設け、全軍は坂門田口より進行し、其左傍山上に一大隊を撒布し以て吉次越の賊を防ぎ、本軍は是より左折し吉次の險を避け、吉次と田原との中間なる間道を攀躋し、賊の左腹を突くの策を立て、明六日より之を施行せんことを請ふ、乃其請の如くせしむ、是より連日力攻、兩軍殺傷相當り、終に賊を破るを得ず、二十日田原坂を陷り植木驛に迫る、賊尚死守屈せず、二十三日、官軍大擧賊を擊つ、步兵合計五十五中隊、砲十四門、工兵二中隊、而して警視隊又分れて之に屬す、當時植木口を以て中央とし、右を原倉口とし、左を山鹿道とす、原倉口は三岳の險あり、三岳は此地の最高山にして、所謂吉次越其中腹に在り、其左を半高山(ハンダカ)とす、木留は則ち其背に在り、半高山と相對峙する者を橫平山とす、皆三岳の山脉たり、半高山の左麓に圓臺寺村あり、迤左して大月原、生野、滴水等の諸村と爲る、滴水の前面を野中原とす、木留の地勢たる植木の右方に峙ち、邇に植木向坂に連なり、極めて要害の地たり、賊更に堅壘を此に築き、專ら官軍の吉次越より進む者を防がんとせり、夫の山鹿口の若きは田原坂と互に犄角の勢を爲す者なり、故に官軍の田原を擧ぐるや、山鹿の賊獨り保守する能はず、退て戰線を植木左方に收縮せり、是に於て本日の戰は原倉口より植木口に連なり、諸道並び進む者とす、(第九聯隊の二中隊は、原倉口より三岳の賊を擊つ、友安大尉之が司令たり、大尉一隊を分ち吉次峠に赴かしめ、令して曰く吾指す所の地に達するに非ざれば、死傷も亦相扶くるを得ずと、荊棘を蹈み藤蘿を攀ぢ、始て嶽頂賊壘の背後に出、纍に三壘を陷れしも、見兵寡少にして力足らざりければ、又山を下り原倉に還す) 力賊なほ克たず、夫三岳は半高山の西南に峙ち、北は原倉山と相望み、杉谷山口の諸村其前に在り、東は木留萬樂寺を俯瞰し、南は金峰山の支峰を挺て、其勢最峻峭たり、而して西は河内の諸村を隔て海に瀕す、環圍三四千米突の間皆山に非るはなく、峯巒洄を疊み谿谷交錯す、徑路の其間に在る有りと雖、傾側崎嶇、其脈本に達する一路は傾斜四十度に至り、加ふるに地質粘埴、一たび陰雨を經れば、泥濘滑々、最兵家の忌む所なり、然れども彼此以て必爭の地と爲す者は、地位極て高く一目の下近傍諸要害を瞰み、敵を料り勢を制するに宜し、故に賊數十の壘を築きて、死守力拒し、我兵も亦百方之を攻む、其數十日を曠くして克つこと能はざるも、亦是に之れ由るなり、四月一日、官軍再大擧賊を擊つ、午前五時より軍を進め、一は橫平山の間道より半高山に向ひ、一は原倉間道より吉次越に向ひ疾く攻擊し、八時遂に半高山に及び吉次越を奪ひ、賊の哨舍を燒く、賊退て三岳の險に據る、我軍三面より三岳を攀ち、其前面の壘を陷れ、進て木留を攻擊せり、是に於て賊況又一新す。

（半高山）

三嶽(サンノ)

伊倉の南東に特起し、其西端は直に海涯に臨む、形勢雄奇なり、玉名、鹿本、飽託三郡の交界に當る。○肥後國誌云、三嶽絶頂に觀音堂あり、半腹に僧房(聖德寺)あり、二嶽は(一名屋野)經塚山と云ふ。○征西戰記云、四月十三日、野津三好兩少將、米田侍從等と與に三嶽に陟り、形勝を縱覽し、遂に各守線を巡視す、三嶽は是月一日を以て之を奪すと雖、頂線の一壘は猶之を拔くを得ず、賊依然として其上に占據し、我兵は則其東南山腹に守備せり、故を以て高壘も拒ぐに足らず、死傷を避る者は、僅に杉樹の蒼密たるあるのみ、其絶頂の地に至りては、跬步も移し難く、加ふるに道路皆陡絶なり、然れども地勢木留の上に位し、吉次越を控制するを以て、我之を失ふときは吉次木留を拒する能はず、故に守備の一中隊兵を置く、十五日に至り、賊諸路と共に此壘柵を棄て、廠舍を焚きて退走す。

小天（湯之浦）　今小天村と云ふ、伊倉の南東一里半、海涯に在り、村の三面三嶽并に熊野嶽の重嶂に圍まれ、僅に北方に徑路を通ず、丁丑の亂に、官軍の軍艦清輝號小天浦に游弋し、吉次峠の戰鬪を援けたることあり。湯之浦は小天の一名なり、海濱に温泉在れば也、鹽類泉、温九十六度、浴槽三所に分れ、客舍七戶あり。

大町郷　和名抄、玉名郡大町郷。○今詳ならず、伊倉邊の舊名歟と想はるゝも、未だ擬定する能はず、東鑑云、仁治二年、肥後國御家人、大町次郎通信、與多々良次郎通定、相論當國大町莊地頭職事云々。（益城郡甲佐杉島の兩所にも、大町の字あり）

鹿本郡

鹿本郡　明治廿九年、山鹿山本の二郡を合併し、鹿本の新號を建つ、郡衙を山鹿に置き、三町（山鹿、來民、植木）二十四村を管治す、北は山嶺を以て筑後八女郡に界し、東は菊池郡、西は玉名郡、南は飽託郡に至る、南北に通貫せる孔道あり、凡八里。

山鹿郡　明治廿九年廢す、今鹿本郡の北部の地方を云ふ、菊池川中游南岸の山野を占む、和名抄夜万加と注し、十郷（來民、杤河、一郷重出すれば其實九郷のみ）に分つ、其南偏の中富千田の地、近世玉名郡に屬せしことあり、明治五年之れを復す。○肥後國志云、山鹿郡、後高三万六千石、軍役高三万三千石、村數三百三、中世には山鹿尾登利の二莊なりしと云ふが、今は山鹿中村の兩手永に分つ、海東諸國記に、肥後國有温泉郡と錄し、又肥後國也罨加と載するは此地なるべし

山本郡　明治廿九年廢す、今鹿本郡の南部の地方を云ふ、全郡丘陵に倚り、高原の上方を占む、故に明白なる地勢を以て境界を分ち難し、此郡は三代實錄「貞觀元年、分肥後國合志郡、始置山本郡」と見え、合志郡と一体の高地也。和名抄、夜末毛止と注し、七郷に分つ、其殖生佐野の二郷は、後世合志郡（今菊池郡に合入す）に侵されたり。○肥後國志云、山本郡、總高二万六千石、軍役高一万七千石、百八十村を東西二郷に分つ。

肥後路上　　　西　秋谷

病齒趁凉去、背路不合程、油雲時澇雨、蒸峯好揚晴、鳥傳高國種、草有大師名、蘇活青方了、明朝入柳城、（野生慧茨、俗謂之弘法草）

岩野（栗瀨）　今岩野村と云ふ、本州最北の山村にして、鍋田川（菊池川一支源）の上游に在り、山鹿より筑後國兼松福島に通ずる間道にあたり、其亭所を栗瀨と云ふ（山鹿を去る三里、福島を去る五里）凡岩野嶽間（椎持とも云ふ）芋生（渡見とも云ふ）の三村は、筑後の矢部と相表裏し、肥筑の間、亂山重疊中に位置す、亦同郷の邑とす。

彦嶽　岩野の南方に聳峙する峻峰なり、又三嶽とも云ふ、古風土記に見ゆる荒瓜山は蓋是なり。肥後國志云、彦嶽權現は上宮下宮二所に祭る、此權現を日女龍神とも呼べり、その上宮は絕頂に在り、里俗の說に、當山の四方二里の間は神領にて、其神示四方にあり、今や湯町中村の東、二子塚の道傍に在る標境石は、其神示の一石なりと、一說に、上古當社の大岩と蒲生村の不動岩は、兄弟なりしに、其母は彦嶽を憎みて、不動岩を愛み、彦嶽には大豆を食はせ、不動岩には小豆を食はせけり、或時この兄弟首引するに、踏寄せたる土堆く山と成り、動き搖ぎし故、其の山と成たるを搖嶽（日籠寺山の一名）と號す、不動岩は力劣り、終に首を引切らる、今の久原山に在る首岩是なり、不動岩を其體とす、首を引合たる綱の當り摺れたる迹、搖嶽に二條、又彦嶽に二條、於今草木不繁と云、鍋田川山の東麓を繞る。○征西戰記云、三浦少將岩村口より山鹿の賊を擊つ、三月十九日、進擊の方略を議して曰く、是より先き再度鍋田を攻擊し其功を奏する能はざりしは、彼も亦全力を該地に盡すを以てならん、因て陽に鍋田に向ひ大に虛聲を張り、而して其不意に出て山鹿に侵入するに若かず、今芋生の村落を取て根據とし、而して兵を彦嶽山に上せ、搖嶽より日蓮山の賊を擴ふ可し、既に日蓮山を畧取すれば、山鹿と相距る甚近く、之を攻擊するに利あり、又一面は豐仙村に守兵を置き、吉田村より直に能入村に入り、以て山鹿に達するを期すべしと、竹下牧野兩佐官は平山口の司令佐久間中佐と共に、芋生村の山上なる中嶽に登臨す、此嶽高峻、彼我攻守の地形盡く一眸の中に集る、即一々に指點して攻畧し得べきの地理を議す、曰く山鹿の背後に不動山の險あり、其前後又岩石削立の山にして軍を行るべきの路に非ず、唯畧取して賊の巢窟を覆すべきは日蓮山に在るべし、而して賊の之に備ふる亦頗周到、縱へ迂回の奇兵を用るも、或は目的を達する能はざらん、米野山の麓を經て山鹿の西背に突出するの捷きに如かずと、歸て少將に告ぐ、少將、地圖及び村民の說を參酌して、遂に米野山迂回の議に決せり。

荒瓜山　釋紀云、筑後國風土記、曰三毛郡（中畧）昔者棟木一株生於郡家南、其高九百七十丈、朝日影、蔽肥前國藤津郡多良峰、暮日影、蔽肥後國山鹿郡荒瓜山、因曰御木國。○按に、荒瓜の瓜、一書には爪に作る、今地勢に因りて之を推測するに、彦嶽に當り、彦嶽の麓を津留村と呼ぶに因れば、其舊名は津留嶽たるを疑ふべし、然らば荒瓜は荒津利と訓むに似たり、古事記に八瓜を八釣に通用したるにて、瓜字の訓を知る。

津村郷（ツムラ）　和名抄、山鹿郡津村郷。○津村は津留村なるべし、今三玉村と改む、彦嶽の東麓なり、岩野、芋生なども本郷の屬域ならん。

神西郷（カミセ）　和名抄、山鹿郡神西郷。○今詳ならず、彦嶽の西麓平山村を指すにや、彦嶽は神山なれば、此號あるも其所以なしとせず、高山寺本御世に作る、又カミセと訓むべし。

平山（ヒラヤマ）　彦嶽の西南麓を云ふ、今平小城村と改稱す、温泉あり、岩村原の北一里、山鹿驛の西北一里半。○鑛泉志云、平山の單純泉は、無色無臭、甘味あり、温九十六度、浴舍二室に分ち、二槽を設く、旅店十餘戸、延曆年間の發見とぞ。○安東省庵、平山温泉記云、天地之間、寒井煖水、大火之所停、水陰而冷、火陽而温、有温泉何也、是陽火爲之烘爐、乃地勢之自然者也、豈足怪乎、平山有温泉、能療百痛、畢州浴之、其效豈不可言。

城（ジヤウ）　平山の西に接する大字なり、往時菊池氏の族人此に居り城氏と號し、本州の名家たり、系圖に據れば、菊池能隆の第四子隆經、山鹿郡に移り此に居る、以て苗字の地と爲し、之を城隆經に係れる也。○肥後國志云、菊池九代武房少輔隆泰の弟、城越前守隆經と號す、數代相續て山鹿郡城村の地に居り、赤星隈部と共に老臣たり、菊池家衰へ後三家互に威を爭ひ、城氏隈部に敗績す、夫より鹿子木氏を頼み、隈本城に入り、其後故ありて鹿子木氏の譲を得て、隈本の城主となり、大友家に屬し、天正六年、大友に叛きて龍造寺隆信に通じ、又島津氏の軍に降り、遂に邑を失ふ。

（尾登利）**緒繩郷**　和名抄、山鹿郡緒繩郷。○今八幡村、川邊村に當る歟、繩字一本繩又緑に作る、肥後國志に尾登利荘は中古尾與利荘と云ひ、緒繩郷蓋是のみと論ぜり、八幡村川邊村等、即尾登利荘の故地とす、津村郷の南、温泉郷の西に接す。

鍋田（ナベタ）　今川邊村と改稱す、岩野山中の澗水、南流六里、此に至り菊池川に入る、之を鍋田川と稱す、鍋田の東方は岩村原と稱し、鹿本玉名の郡界に當り、丁丑の役、官賊相爭の新戰場とす。○國志云、土俗鍋田の涅槃山と稱する者は、鍋田の南山鹿川の巖崖なり、(今米田村大字小原の域内)釋迦佛の臥像に似たればとて、斯く名づくとぞ、其頭より肩まで凡四十間、肩より踵まで凡二百間、兩肩の幅は、水際より岸頂まで凡四十間とす、其崖下を確宮淵と呼び、夕陽月夜などに湛へ像の影水に映じて最鮮明なり、山鹿藥師堂宥明法印、文明年中の發見にして、其河邊を涅槃淵とも呼ぶ。

石村八幡宮（イシムラ）　今八幡村の名あるは之に由る、鍋田川の東畔山鹿驛の北に在り。○國志云、尾登利荘石村に八幡宮あり、大社なり、社傳に永平五年、城州石清水八幡宮を當國に勸請あり、其時橘能員、伴[illegible]直、男山の藤を剪て神馬の鞭とし、神輿を供奉し、山鹿郡石村に下着、神殿を造る、神輿國府に遷座の後、鞭を指置の地藤樹生長す、依て藤崎と云、或說當社は豐前國宇佐八幡宮を勸請し奉る。○按に宇佐大鏡に「肥後國山香南郷、石原別符者、大宮司公則之時、本領主貞物之代、辨濟之田、從子新券狀也」と曰ふ、山香とは山鹿なるべし、南郷石原と云ふは詳ならず、石村八幡は即此別符の別宮にあらずや。

日輪寺（ニチリン）　今八幡村大字杉に在り寺背を日輪寺山と云ふ、山鹿驛の北一里。○肥後國志云、日輪寺、天慶三年、國司尾藤少郷隆房が、皇昭上人の爲に此國に七大伽藍建立の其一にして、天台の教刹なり、其後正和五年、菊池肥後守武時(一說、南朝正平五年、菊池肥後守武重、云云)天菴懷義(天菴は寒巖の孫弟子にて、義堂空華集にも見たり)を請し禪利に改め、日輪興國禪寺と號す、古鐘あり、其銘に述べて曰ふ、

南贍部州、日本國鎮西路、肥後州、寶嶋山日輪禪寺、開基年久而殿堂頽落、鐘樓亦隨而毀矣、予于嘉曆年、化役土木之功、百事具擧、專使弟備蓁務、寺事之暇、化十方且那、鑄一口鴻鐘、其意趣謀云々、銘曰

規模瑞出　寶相圓成　叢林器用　禮樂樞衡
此方眞教　妙在音聲　虎吼雷震　鯨吼雷霆
警悟三界　警破四生　黄□報苦　鳳鵠共驚
梵宇嚴淨　國土清平　皇圖永久　日輪長明

鋼鐵百貫文以鑄之
十方助緣且那、四□淨捨施主、現當願求、悉地圓滿、成就者也、太歲戊戌、正平十三年九月廿二日、當山中興沙門、懷義誌

菊池武時入道、元弘三年三月、筑前博多にて討死の時、鎧の直垂の袖を解て、

古郷に今宵ばかりのいのちとはしらでや人の我をまつらん

と書き、妻室に送りしを、其女の尼になりて素覺と號し、日輪寺の域邊に一菴を結て居りしに送られけるを、素覺之を大衣に縫て天庵に寄附ありし者、今に存せり。

熊入（クマイリ）　今八幡村の大字なり、此地温泉二所あり、其熊入に屬するを大坪湯と稱し、石村に屬するを牟田湯と云ふ、共に單純泉にて、温九十五度許、田野の間に涌出し、浴槽の設備あり、客棧數戸あり。

温泉郷（ユ）　和名抄、山鹿郡温泉郷。○今山鹿町并に大道村是なり、此地鑛泉の涌出するを以て、俗に湯町と呼ぶ、謂ゆる山鹿湯是也。

（湯町）**山鹿**（ヤマガ）　今山鹿町と云ふ、戸數一千、菊池川の北、彦嶽の南なる平野を占む、地方の首邑にして、細川家の時町奉行を置き之を治せり、今鹿本郡の治所とす。熊本市を去る七里、隈府を去る三里半、南關を去る四里半、山鹿とは山の所(在所、住所)の意也。鑛泉志云、山鹿温泉四所、總て單純泉の屬也、□之湯（一名

御前湯）櫻湯（一名男湯）紅葉湯（一名女湯）の三所は溫百度、癈治湯は溫下ること凡七度、其湯水透明にして微臭あり、明治四年、浴場修築を爲し、石槽を造り屋舍を構す、槽底沙を敷き、泉眼此に開く、此驛に旅凡八十戶、道路熊本に通し、車馬の便あり。〇肥後國志云、山鹿溫泉は、浴室三四軒、又藥師堂金剛乘寺あり、此地に往昔隈部親直が建たる溫泉の十境あり、所謂洗馬流、圓通湯、和泉湯、太平湯、貝多湯、普賢湯、安座石、陸羽殿、醫王殿、鬼王堂なり、山鹿溫泉碑記に曰く「久壽年間、宇野親治、偶狩于此、得溫泉於草莽中、誅茅祛石、乃便浴者、因移民戶於其側、泉能蠲疾、自茲而後、溫泉日顯、民居亦滋、經數百年、廛居且千、以地又當孔道、旁控大水、人馬輻集、船舶輻湊、巨室富商、隱然爲一大市費、於是浴澡者、日不下數百人、宇野氏之關此泉、其有後世人不亦大乎、宇野氏世居鶴山城、屬菊池氏。

（山鹿城址）

肥後事蹟通考云、山鹿氏は菊池の庶流なり、山鹿彥次郎重安は隈部親永の甥にして、彥三郎重政の子、兵庫重行孫也、代々の居城、長坂城の西北半里許、山鹿湯町に在り、重安は天正中島津氏に破られ亡ぶ、阿蘇文書、正平六年十月に山鹿城を築す、卽此也、小代文書、貞和六年四月の下文に山鹿彥次郎とあり、高瀨清源寺に山鹿但馬守武著が永正元年三月の書狀あり、阿蘇文書にも、文明四年、文龜三年、同人の書狀有り。〇九州軍記、天正十五年、肥後國一揆蜂起、佐々成政隈部城を攻め、但馬守親永降參しければ、親永子式部親安が籠りたる山鹿城に押寄、附城を拵へ兵を殘して軍を引揚げける、翌年淺野長政等の謀にて、親安以下の國士を招降し、豐前小倉にて討果さる。〇按に、天正十五年肥後一揆の魁師は、隈部親泰宇動大隅の二人にて、山鹿に楯籠る由一書に見ゆ、蓋親泰は卽親安にて、親永の子也、宇動は一に有動に作る、隈部の婿とぞ、山鹿宇野氏と云ふもの卽是歟。

征西戰記云、二月二十三日、小倉第十四聯隊の半大隊、南松部より山鹿に向ふ、賊來攻の報あり、乃木少佐時に木葉に戰ひ、山鹿に傳令して、終始防戰、後令を待たしむ、蓋已むを得されば、雜松越の捷路を過ぎ、賊をして久留米を衝かしむることなきを要すと、仍て正圓寺山に據り、守備を嚴にす、二十五日、賊一千山鹿の驛中に入り、其兵二分し岩村より平山に向ひ、南關を伺はんとす、旅團兵たまく南關に至る、廿七日、野津大佐見兵三中隊を以て、鍋田川に會戰す利あらず、山鹿平山の守備を撤し、岩村原に切换て要地を扼す、三月廿一日、三浦少佐諸兵を率ゐ之に克ち、山鹿を收復し、兵を來民（山鹿新町）味取に進む、或曰ふ本日の戰此の如く易々たりし所以の者は、賊前日の戰鬪に其鋭を盡くし、死傷最多く、且其守地の廣闊なるに苦み、此兵を以て役を援け、役兵を以て此を救ひ、奔走殆ど日に十數、僅に目前の急に備へ、未た姫井岩野米野高村の防禦に暇あらず、唯險を恃み以て官軍の至らざるを僥倖せり、官軍旣に鍋田を渡り、薄次山に嶺に至るに及で、急遽之を防がんと欲するも、また充つ可きの兵なく、加ふるに山鹿木道の兵も進擊の色あり、平山口も亦大擧して進み來るの報を得て、賊の出る所なく、植木口に合せんか、退路を斷たるゝの恐あり、戰はんか、腹背の大軍を支ふ可からず、是に於て急に隈府及び鳥栖に退去の議を決し、鍋田の賊壘も是の夜崩の爲めに固守の意なく、共に各所に潰亂せりと云ふ。

山鹿（ヤマカ）神社

山鹿の東南、大道村大字中村に在り、景行天皇を祀ると云ふ、一郡の總鎭守にして、古來大宮と稱し、又阿蘇明神とも曰へり、神殿樓門瑞垣以下數宇を備ふ。國志云、山鹿の明神、大宮の地に鎭座より以降（一說景行帝の事とす）不知火にならふて七月十六日の夜、湯町の氏人等種々の燈籠を獻して贈とす、（厚紙にて骨なしに、大船樓臺等、種々の風流を盡し、無類の奇觀とす）此燈籠の明不明にて、其年の吉凶を卜ふと云、又一說には文明中金剛乘寺の宥明法印、此燈籠を始むと、湯町の上と下とに分れ、燈籠を掲げ連て大宮に詣る、其後に金鼓を鳴し生篠を振り、踊躍してヤーイハーンヤーイと囃す、昔は燈籠の後より金剛乘寺衆僧大般若經を誦したり、戰爭の比より其事止みて、異形に出立、生篠を振り金鼓に合せて、大はんにやと囃すことゝなる。

久原（クバル）

今三玉（ミタマ）村と改稱す、山鹿の東北一里、久原橫井に接續其北に連ゆ。〇久原の護仙寺は菊池の祖大夫將監則隆建立、後平重盛公再營して、當國七大伽藍の隨一なりき、門前馬場の迹、紗羅林坂、仁王門の石等今に有之、天正十五年燒失せりとぞ、護摩の草菴に釋迦の像あり、林間叢底に墓石多し、石燈六地藏あり、古瓦礫多し、布目ありて託麻郡國分寺の瓦に異ならず。（肥後國志）〇久原は鄉名を詳にせず。

伊智（イチ）鄉

和名抄、山鹿郡伊智鄉。〇今詳ならず、蓋今內田村六鄉村なるべし、久原の東北なる山村歟、一說、山本郡吉松村に大字伊智坊あり、鄉名の遺唱歟と、然れども地勢稱合はず、伊智鄉を伊智田とも、稱し內田に訛れるにやと論ずる方、稍勝れりとせん。

內田（ウチダ）

今內田、六鄉（ロクゴウ）の二村に分つ、久原嶽の東なる山村にして、八方嶽三國嶽（肥豐筑の州界）の西南麓、三四里に涉る溪谷を占む、內田川は之を貫き、高橋村（今稻田）に至り木野川と合し、菊池川に入る。此山谷は鎌倉武家の比、相良氏の領邑にして、戰國に至り隈部氏の取る所と爲る、相良寺は內田村大字相良に在り。

相良（サガラ）寺

肥後國志云、吾平山と稱し、內田村に在り、寺記に據れば「天台宗、號普王院、弘仁年中、傳教大師所開也、本尊千手觀音、正平中、菊池武光加修造、（阿蘇家傳武光の條に、吾平山塔供養の事を載す、卽此時ならん）永正十四年、富田安藝守直方、又加修理」云々、阿蘇文

（吾平山）

書にも、懐良親王正平三年吾平山（アヒラヤマ）に參籠有備の事見ゆれば、古へは地方の名刹たりしを知る、近代吾不合尊の吾平山陵は此なりしと爲する人あり。

宮御所、依御□事候、自去十三日、御參籠吾平山候、其間如當次第、不及御沙汰候、廿日菊池へ還御候、則可參申之由、用意候

六月廿三日　頼元判

相良殿　正平三、同廿六日到來

肥後古塔調査錄云、下内田村（今六郷村）字内田に古石塔あり、寶篋印塔と稱す、臺石六層あり、蓋石三層の上は損傷せしと見ゆ、下層の臺石凡四尺四寸方、高凡一丈なり、銘曰「奉建立、寶篋印石塔一基、正和三年歳次甲寅、三月廿八日、大檀那地頭、沙彌道妙、大法師位、通照金剛、覺宗、比丘尼□□」按に、相良頼景二男、三郎兵衛尉宗頼（山井四郎左衞門なるべし）承久年中、地頭となりて此所に來り、城を築て數代在城し、内田氏と改稱す、系圖に「宗頼の子内田三郎左衞門頼重、住山鹿郡内田、子孫飽田郡大多尾村」云云、然らば此碑文に地頭とあるは、頼重の子孫にや。（高橋の條を參考すべし）

（泉）

内田は中世和泉（イヅミ）の名稱あり、肥後國志云、五條文書、應仁二年十月、菊池重朝の領知の證書に、山鹿郡和泉莊云々、相良寺記にも山鹿新莊内田村とあり、何比廢置の莊名なるや。（相良氏は本國遠州にも内田村高橋村あり）

永野（ナガノ）　今六郷村、上永野下永野の二に分れ、下内田と合同す。○肥後國志、猿返城は隈部但馬守親永の築ける險要なりとぞ、内田の上永野に在り、永祿二年、親永此城より六百餘兵池田陣に出張して、敵將赤星の兵士を追崩し、是より隈部大に武威を振へり、此城趾、大手、升形、城の礎石、若園、花園の遺蹟、于今歴然たり、其親永平日の所居は城外に在り館と云ふ、又清潭寺、寶嶺山と號す、創建年代を知らず、曹洞宗永平寺八世寶巌中興和尚開祖、邑主（相良内田氏を云歟）の菩提所なりしを隈部氏再興して菩提寺とす、其後又廢蹟となること久し、近世又再興せり、境内に多くの古墳あり、何れも隈部氏の墓なるべし。

高橋（タカハシ）　内田の南にして、今津袋と合同し、稻田村と改稱す、東は木野川水島臺に至る、相良氏の一族高橋氏の舊邑とす。○肥後國志云、相良系譜曰く、右大將家の時、相良莊司藤原頼景、嫡子長頼、二男宗頼、三男頼元、四男頼平等四人、山鹿郡泉新庄山井内田村を賜ふ、又承久三年、頼元に高橋郷を賜りき、衛來三郎宗頼は内田と稱し、其子孫代々相繼して、高橋村内田村に住居すと云へり、宇佐八幡宮あり、是は相良頼廣の建立と傳ふ、宇佐は舊村名にて、慶長の比より專高橋と呼ぶ。

津袋（ツブクロ）　今稻田村の大字なり、此地は往時宮崎莊と稱したり、古墳あり、其著大なるを茶臼塚と呼ぶ、原中高陽の地なり、其傍に小町塚あり、塚中に朱を充たすこと二寸許、御靈塚と呼ぶ者は林中に在り、石窟露開し、口狹くして奥廣し、方九尺、大石を以て疊み、天井は穹窿の狀を成す。（肥後國志）

小野郷（チノ）　和名抄、山鹿郡小野郷。○今詳ならず、高橋津袋などの地にやと想はるれど、徴證を見ず。

夜開郷（ヨアケ）　和名抄、山鹿郡夜開郷。○今詳ならず。開字刊本國に作る、然れども豐後國筑後國、并に當國菊池郡に夜開郷ありて、本書皆之を國字に誤る、其正誤自明白なり、名義不詳。

朽網郷（グタミ）　和名抄、山鹿郡朽網郷。○按に本書本郡に來民朽網の二郷名を載す、而も朽網を朽納に誤る、肥後國志、朽網來民（クタミ）は重出にして、今此名なしと曰へり、近年山鹿新町に來民の稱を冒さしむ、舊地は果して此に當るや否や。

來民（クタミ）　今來民町、土俗山鹿新町（ヤマガシンマチ）と云ふ、稻田村の西南に接す、山鹿より水島臺に通ずる原中の小驛なり、人口三千四百。○肥後國志云、山鹿新町は府より七里、湯町より一里餘、里俗黒土（クロツチ）町と呼ぶ、此新町を黒土町と云ひ、細川忠利君治世の時、折々此地に放鷹ありて、此邊に市店を構へて、往還の旅人を賑やはすべきの命あり、寛永の末に、始て商家を開くと云ふ、驛北を御宇田（ミウタ）と呼び、御宇閣白の後裔と號する御宇田氏の宅址あり、（今按、御宇田は阿蘇文書に三牟田とあり、牟田方言荒野也）

（黒土）

（御宇田）

中富（ナカトミ）　今中富村、大字中富、分田（ブンダ）等あり、來民の南にして、菊池川合志川合流の邊とす。中富は[illegible]にして、千田村、米野（メヤ）村等をも總べ、近世は玉名郡に隷屬たり、地勢を以て之を觀れば、山鹿山本に屬すべくして、之を玉名郡に入れしは其所以を知らず、此邊田底（タソコ）三千町と稱し、地勢低平なり。

千田（チタ）　今廣村と合併し、千田村と云ふ、中富村の西南にして、山鹿町の南一里半、廣（ヒロ）村は山鹿より植木に通ずる孔道の衝に當る。○肥後國志云、千田村の香椎聖母八幡宮は、社記に建長五年再興と傳ふ、地方の靈祀なり、神殿は三間梁四間、當昔にして白木造りと想はるれど、鳥居上に白粉の塗抹痕あり、中世菊池氏屋業古來の後に断絶を爲し、神殿をも建造せりと曰へり。（明治十四年、當昔修理の時、棟札見えたり、弘安□年□月菊池武房公再建と記す、眞假を知らず）

（廣）

千田の字中屋敷に古石塔あり、其銘に「祖梁禪尼、正平二十二歲、丁未、六月八日午時」と刻す、字□崎に城趾あり、千田伊豫守英朝、應永文安の比在城す、英朝は菊池十七代左京大夫武朝の三男なり、英朝の男英次の時落去と云ふ、詫摩文書、貞和四年、千田莊の名見ゆ。

志志岐（シシキ）　今長坂、南島の諸村と合同し、米田（コメタ）村と改む、千田の西北に接し、山鹿郡と菊池川を隔つ、丘陵南方に向ひ隆起し、米野（メヤ）山と爲る、志々岐の岡陵は、余松臺と稱し、明治十年三月、第三旅團兵之を取

(傘松臺)

り、山鹿の賊兵を追落せる所とす。

征西戰記云、三月廿一日、三浦少將鍋田(本道)平山(左翼)の兩道に陽擊の虚勢を張らしめ、別に右翼に迂回軍を出し、以て山鹿を襲ふ、其迂回軍に令して曰く、夜半に菊池川猿田渡を渉り、中央隊は道を燒米に取り、山伏峠を占め進みて傘松臺に向て攻擊隊を配置すへし、左翼の兵は川を渉り燒米より分兵して長岩通の切所を占む、而して其他は直に小原より傘松臺に接近し、中央兵の山伏嶺上より傘松臺を射擊するを期とし、急に傘松臺を拔き中央兵に應して正面に當るへし、又右翼兵を分遣し、姫井より鍋尾に至るの間道、及び米野より岩倉に通するの嶺を占領し、敵の迂回を防き、而て中央兵豫備兵は山伏嶺上に在て諸隊の戰を臨望し、賊勢に從て我か軍の配置を確定し、左翼兵の志々岐の傘松臺を占領するや、岩原下米野の臺上に總軍の位置を定め、機を測て山鹿に突入す可しと、少將自其迂回軍を督し、竹下中佐其中央隊を率ゐ、昧爽菊池川を渡り、直に山伏嶺に上る、夫れ山伏嶺は米野山の半腹に突起せる支脈にして、此に登臨すれば山鹿の地方之を掌上に視る、然れとも山伏嶺と傘松臺の中間に一條の凹處あり、因て先攻擊兵を分ち、一中隊を岩原に向して南にに下らしめ、又一中隊を傘松臺に向け山伏嶺の麓なる平原に下らしむ、荊棘竹叢を分ち藤葛に縁り魚貫して下る、敵既に我兵の至るを知り、兵を配布して狙擊す、我兵之に應し漸く進んて漸く其發火を劇にす、後援諸隊繼き至り路を分ち傘松臺に逼る、此時鍋田口平山口に亦砲擊起る、賊漸く動搖し、暫くにして敗走、我軍追擊、山鹿驛に入る、午前十時なり。

蔫入(コモイリ)郷 和名抄、山鹿郡蔫入郷。○本書蔫を著に作り、今著入の地名なし、疑ふらくは蔫入の誤ならん、菊地郡に蔫入温泉あり、本郡八幡村にも熊入(クマイリ)湯泉あり、而て本郡田底村にも温泉ありて郷名を缺く、蓋蔫入(或は熊入に訛る)は温泉と相因る地名にして、田底村にあたる如し。(高山寺本、箸人に作るハシウトと訓むべし、間人と同く古言也、再考)

(箸人)

田底(タソコ) 今田底村と云ふ、中富千田の南に接す、大字正清、米塚等あり、吉松村の北にして、合志川の西畔とす、方俗田底三千町と稱し、菊池郡に跨かれる界底の地の總名なるを、今正清邊の村名に轉ず。

米塚(ヨナツカ) 今田底村の大字なり、鑛泉あり、炭酸泉に屬し、溫九十度、原野の中に涌出す、浴槽一所を設く、來浴の客多からず。

三重(ミヘ)郷 和名抄、山本郡三重郷。○今米野岳村、山内村なるべし、延喜式に三重驛を載せ、江田と高原の間に置き、又蛟高と注する者蓋此を云、台記には三重屋に作り庄名と爲す、蛟字をミに假るは、蛟訓は蛇類なれば也。

(蛟高)

米野山(メイヤサン) 又米野岳と稱し村名にも呼ぶ、或は目野に作る、千田の西、江田(玉名郡)の東なる高陵にして、一峰の稍秀拔なるものあり、山中に廢寺趾存す。○肥後國志云、能滿寺は米野山に在り、この寺は古迹にして、往時には繁昌せし道場なりと傳ふれど、今衰微久く、開基宗旨等不分明、本尊は正觀音なり、峯頭に堀痕あり、天正中薩兵出張の迹也と、又佐伯某が築きたる城迹なりとも云ふ。○按に、台記、久安六年の條に、藤原伊通の食邑、肥後國三重屋莊を孫行通が傳領したる次第を記せり、三重屋は三重野の野字を、當時已に音讀したるより、更に屋字を用ひし者歟、即三重郷を指せるならん。

(目野) (米野岳) (三重屋)

霜野(シモノ) 今山内村と改む、米野山の南、田原坂の北なる、丘陵間に在り、東は山本村(内古閑)に接す。○肥後國志云、霜野に權現岳城迹あり、是は内空閑鎭貞が築く所とぞ、伊賀國住人、服部備前守基貞、明德三年に肥後國へ下向して、山本郡の内所々を押領し、當城を築き内空閑に住する故、氏を改め内空閑を號とす、菊地氏に屬せしが、後は島津氏に服す、天正八年島津の軍士當國に攻入り、所々を掠略し玉名郡日平城を攻て城主小森田彈正親光を亡し歸陣す、時に路傍に高札あり、

サツマ衆はあかがり足かひびきれか霜野をよけて日平うつなり

薩兵之を見大に怒り、下野を攻め崩すと云ふも、此時のとなるべし。○今花簇村大字日平、霜野の西北一里。

康平寺(カウヘイ) 霜野の古刹なり、康平年中の草創とぞ、往時盛大の伽藍にして、後世堂塔祠宇年を逐ひて破敝し、仁王堂は地名に遺り、北谷に長福寺持徳寺など屬院存す、本堂には古佛像の殘れるを數多集め置けり、俗說に屬院九十九ありしと傳ふ、古塔錄曰、霜野眞堂浦に、如法經塔一基あり、形容は佛石圓形にして、上下稍狹窄す、高さ凡四尺餘、正面に奉納法經塔とありて、周圍に銘文あり、

「奉納如法經塔、聖□金剛佛子禎久、入滅、元亨二年壬戌二月十五日、丑春秋辰時、六十三、
寫經衆等　淨正大德　禎□大德　金剛佛子俊能大德
明乘大德　俊□大德　慶俊大德
金剛佛子□□大德　禎□大德　正堯大德
金剛佛子能意大德　禎秀大德　讀師　辯業大德
□□之志趣者、斯爲禎久尊靈證大菩提也、凡□□□□
□□富山室客佛像□行□□不退如法經願主而同□□請
僧等發志唯一清淨□□所所成佛得道爲□□普法界衆生
□□利益、志趣如件」

該所は寺院迹なるべけれど詳ならず、此塔笠石を脫して甕中を檢視せば、其中に木の皮に類るものを多く納めたり、竹葉紙に經文を書て納めたるが、今は散々に腐損して、文字と覺きものも不見、彼法隆寺の百萬塔の類にて、經卷を納めしものなると知るべし、按に此の塔は寺記に、九十九院の一なる眞堂、本尊は阿彌陀佛也云云とある者

址なり。

山本郷（ヤマモト）

和名抄、山本郡山本郷。○今山本村是なり、三重郷の東南、島田郷の西にして、大字山本、味取、内古閑等あり。○山本荘は東鑑に大江廣元に賜ふ由を載せ、託麻文書「建久十年山本西荘」、小代文書「貞和三年山本荘北方領」などとも見ゆ、内古閑を正院（シヤウキン）とも内村とも呼ぶ、往昔郡家の正倉にて、又治所なれば此稱の遺りけん。

(正院)

内古閑（ウチコカ）

(空閑)

又内村と云ふ、古閑は空閑の訛なり。蓋中世王政の頃、空閑荒蕪の原野なりしを、勅旨により王室に收め、又は貴族に賜ひ私占したるを、何の空閑某の空閑と呼びたる也、肥後各郡諸村に古閑と呼ぶ、大小字甚多し、空閑の字義は類聚國史「天長五年十一月、伊勢國員辨郡空閑地一百町、爲勅旨田」また類聚三代格「延暦二年、官符、應停止勅旨開田、並諸院諸宮及五位以上、買取百姓田地舍宅、占請閑地事、右撿案内、頃年勅旨開田、遍在諸國、雖占空閑荒廢之地、是奪黎元產業之使也、加之新立庄家、多施苛法」云々と見ゆ。九州にて別府と稱し、東國にて假皆（ケシ）と呼ぶ者と同く、荘園の異名なりとも謂ふべし。○肥後國志云、内空閑村は一に正院と曰ふ、明應三年、伊賀國住人服部恭貞、當國に下り城を築き此所に住居し、後に内空我氏と號せり、六代目を中務太輔鎮貞と云ふ、天文二年、薩摩勢葦北郡津奈木城を攻る時、菊池より下知に依り、内古閑鎮貞衆に勝れて相戰ふ、終に討死す、後當野城を築きて移居し、子孫猶在城す、天正十五年一揆に與し家亡ぶ。

人類學雜志云、内村字津久太の塚穴、其前部破壞して漸く奥壁前三四尺を存せり、これより三四町餘を經て互に二三間を隔て、三個の穴相並び、丘腳にて北を向けり、穴内縱橫二間餘、又云、内村の字平田に、明治十九年竹藪を開墾したるに、二箇の曲玉を得たり、夫れより一間あまり堀崩したるに、一箇の銅鐸現出せり、其の銅鐸の高一尺一寸二分、重七百匁。

味取（ミトリ）

今山本村の大字なり、内古閑に接し小驛市をなす、一說、味取を古三重驛ならんと云ふは採るべからず。○肥後國志云、味取は熊本府より三里八町、山鹿へ二里廿八町、昔より此邊家遠く森林鬱蒼たる中に、一條の街道あり、因て盜賊集り潛れて、往來の旅客を惱したることありと云ふ、事蹟通考曰、内村聚落謂味取町、通官道、今按、味取恐三重之轉化、延喜式、有三重驛、以道路里程推之、乃今味取也、台記別記、久安六年、藤原宗通臨終、讓肥後三重荘、於其子信通、卽此。○征西戰記云、三月廿三日、第三旅團山鹿の賊を勦し之を收め、警備を新町に設けて山鹿の牙營に聯絡し、遂に田島村の賊に備ふ、夫れ山鹿町の地形たる、東に新町隈府あり、南に烏栖南田島の險あり、共に賊據たり、而して本道は植木に通し、味取に至る里程三里强、故に防禦の方法最も嚴重ならざるを得ず、是日三浦少將味取に至り、植木を襲はんと謀り、成らずして止む。

田原坂（タバル）

山本村の西、木葉驛より植木に通する坂路なり、丁丑役の劇戰地にして、壘塀溝塹の跡歷々たり、今坂邊の鈴麥、豐岡、鞍掛の諸村を合せて田原と唱ふ。○肥後國志云、田原坂は植木より高瀨往還、田原村の南西の坂なり、山中琥珀を生ずと云ふ、疑ふらくは松石にや。○大八洲遊記、田原坂乃岡坂也、長三四町、凡爲三段、下第一坂、地稍寬平、又下二坂又有地平夷、第三坂最長、其下卽田野、遂以案發、官軍已奪木葉、賊退據此坂、官軍自高瀨來討、亦據山爲陣、日夜苦戰、二十餘日、始拔此壘、坂腹草木、爲丸所摧、殆無寸青、云官軍日所費彈丸及三十餘萬發、坂上有茶店數戶、又有崇烈碑、記官軍苦戰之狀。○明治十三年、建田原坂崇烈碑、其文云

鹿兒島縣於西海地最廣、人最勇、而西鄉隆盛名冠一世、至海内人士、候其進退、明治十年二月、隆盛反、天皇震怒、發兵討之、熾仁任總督之責、陸軍中將山縣有朋、海軍中將川村純義爲參軍、賊分兵拒植木山鹿南關道、進入高瀨、廿七日、我軍擊取高瀨、翌四日、拔木葉、賊退拒田原坂之險、而熊本圍益密、援路皆絕、夫田原之爲地、兩崕壁立、徑路崎嶇、賊悉精銳、築壘宵出没、有如虎狼、要害異形、攻守殊勢、而我軍殊死、不分晝夜、十有七日、遂拔之、死傷四千餘人、此役也、壘壘前後數、而未有如田原之劇也、苟此坂而不拔、使賊破南關而北、則四方不逞之徒、必乘釁而起、事不可測、而不使其至此、遂速致討滅者、實由此一捷、嗚呼死者之功大矣、而不及見焉、痛哉、因建碑坂上、以記之、蓋所以勵忠烈也。

征西戰記云、三月一日、第一第二兩旅團、賊を木葉驛に擊つ、我軍大捷、賊退きて田原坂に據る、四日、田原坂の壘を攻む、夜に入り戰やまず、官軍守營を木葉に移し、山縣中將埰木に臨視す、田原坂の地たるや、外高く内低く恰凹字形を成し、坂勢緩急、加るに一陟一降の曲折を以てし、坂の左右は斷崖峭壁にして、茂樹灌木之を蔽ひ、鬱蒼として晝昏く、固に天險と爲す、賊保壘を其要衝に築き、碁布星羅、互に犄角の勢を成し、死を以て之を拒す、是に於て我兩旅團の兵を部署して三隊と爲し、其本隊は本道に由り、左翼は界木の溪谷を泝り賊の右を衝き、右翼は二俣村の溪間なる田疇を渉りて賊の左を突かしめ、又遊軍をして力を本隊及右翼に併せしむ、五日、田原坂戰亦昨日に異ならず、賊は常に丘陵の要所に據て防戰し、我兵は隨て仰攻の勢をなすが故に、百方方略を盡し、猛烈の攻擊を行ふも、其功を奏すること能はず、乃戰法を變し、賊の左翼を突かんが爲めに、別に一隊を編制し、午後に至り潛に左翼に迂回せしめんとせしに、

木留口の賊忽然襲來し、此策も亦行はれずして止む、是時に方り、賊の守線は山鹿驛より田原坂吉次越を經、連亘三の岳に至り、而て田原坂を以て本道正面の本據とす、凡田原坂の戰、四日に起り二十日に至る、十餘七日、銃砲の聲、劍戟の響、晝夜を問はず云々、又云、田原坂道隧の如く、守るに易く攻むるに難きの地勢たり、賊兵は其總員の內、凡二千人を以て衝背軍に當り、又八百人を以て熊本を圍み、其餘は擧げて正面に向ふ、就中私學校黨の精銳を此に積め、全力を盡して堅壘を兩崖十數所に築けり、其壘たるや尋常胸墻の比に非ず、直に地を鑿て橫隧をなし、我の進路を遮斷し、賊は悉皆穴居の狀をなし、以て固守力戰す、我軍も亦本月の初より力を此口に盡し、日夜攻擊、故に全役を終るまで、其死傷の最夥きは田原口なりとす、十四日にも昧爽より烈く其側面を擊ち、選ぶ所の東京巡査百名を以て拔刀隊を編み、砲銃熾の機に乘じて、賊壘に突入せしめ、全兵繼で奮進し、血を蹀み屍を踐み極めて賊壘に接近し、兩軍の銃口相摩るゝに至り、賊を殺すと六七十人、而して正面の賊壘は尙依然たり、陷る所の壘に就て其狀を察するに、守兵殲くるに至らざれば退かず、其の竟に旗鼓の下に降る者に非ざるを知れり、夜に入て賊田原正面の哨兵線に潛入す、我兵擊て之を却く、十五日、我兵午前六時を期し、二俣前面及び橫平山を攻擊せんとして部署已に定まる、賊期に先んじ午前五時、亦來て正面及び右翼を襲ふ、正面は我兵劇戰して之を却け、右翼は遂に橫平山上の一壘を失ひしが、午後五時辛くして右翼の壘を復せり、食頃にして正面の賊百餘名、白刄を揮て我胸墻に突入す、我軍奮鬪、遂に賊を殪して殆んど盡るに至る、蓋是日は開戰以來第一の劇戰、我邦古今の歷史上に在て未だ嘗て見ざる所なり、斯くて十七十八兩日も、正面攻擊を行へども、賊敢て一步も退かず、十九日、先鋒の諸將相議し、將に明日を以て更に一回の大進擊を試みんとす、翌二十日我軍は大風暴雨を冒し、豫定の位置に擺布し、右翼吉次越と左翼田原の道は固く守り、右に斜に二俣より中央軍を進め、其前軍は猛烈に突貫し以て後軍を啓き、後軍は銃擊劍刺し、左右の壘の未だ拔けざるをも顧みず、午前九時直に植木を取り、火を放て賊の貯蓄せる彈藥を燒燼し、其の回復の念を絕てり、尋で左右の賊皆走る、我軍進み向坂を扼す、賊更に銳を盡して返戰、天明に至る、是に於て植木以北田原坂に至るまで、皆我が有に歸したれども、此夜は諸口皆警備を嚴にし露營せり。

菱形（ヒシカタ）

(円臺寺)

今村名に呼ぶ、木留、萩、那智（ナチ）、円臺寺（エンダイジ）の大字あり、田原の南、植木の西にして、三嶽の東北麓とす。○肥後國志云、今円臺寺村の岩洞の中にある小池、是八幡大神始めて出現の地と云ふ、菱形八幡宮は、白瀧窟の前に拜殿あり、神皇正統記に、肥後國菱形池とあれば、神靈始て見れしは此菱形池なること明なり、又本朝通紀に「天平勝寶元年十二月、自肥後、初迎八幡大神於大和國平群郡」と見ゆ、又円臺寺は藥師如來を置きける仁祠なりと云ふも、近世寺廢し村名に遺る、那智は當國三之嶽、熊野嶽、金峰山等の諸神勸請と相同じく、此をば紀州那智に比擬し、飛瀧權現宮を建てたり、今も祠宇存す、円臺寺は廢絕す。

(那智)

木留（キドメ）

今菱形村の大字なり、熊本より硯川を經て木留に出で、吉次峠を踰ゆれば伊倉高瀨に達す、丁丑役に、對壘攻戰の地にして、或將軍の詠に「木留山とりてのかゝり小夜ふけて煙と見しはさくら也けり」とありしとか、今鐵道線木葉驛より二俣木留の溪谷を泝り、植木驛の南を經由す。

本山鄕（モトヤマ）

和名抄、山本郡本山鄕、訓毛止夜萬。○今詳ならず、田原菱形などにあたるにや。(高山寺本、本井鄕)

萩迫（ハギサコ）

今滴水、鐙田等と合同し、櫻井村と改む、菱形の東に接し、植木驛の南なり、植木は元滴水の屬なりしが、元祿中別立す。

征西戰記云、正面軍は三月廿三日木留の賊を攻めしより、既に十餘日の久きを閱るも、未だ剿鋤する能はず、諸將焦急苦心、四月六日を期し、大擧以て中央を突貫し、必熊本に達するを期す、乃五日の夜を以て、急に遊哨の兵を削減し、押壓兵を木留植木に置き、全力を中央に盡し、萩迫を衝破するの部署を定む、午前七時開戰し、我先鋒最勇進し、將に熊本街道の辻子木に向て、賊の側面を遮斷せんとせしに、賊殊死防禦す、右翼は午前八時木留に開戰し、賊高岡の地利を占斷し連りに大砲を發す、我兵も亦發砲して木留の村落山口を燒く、午後三時、賊我左翼兵の右側より、激烈の火擊を行ひ、猛進豨突せり、我兵屈撓、日暮るを以て戰を止め、木留口も亦兵を收めたり、一に曰く、此朝一時に急擊し、右翼は大に奮進せしも、左翼の兵少く後れたるの故を以て、殆克たんとして、遂に十分の功を奏せざりしと、翌日再擧萩迫に迫る、戰死者前日に同し、而も亦功なし。

高原鄕（タカハラ）

和名抄、山本郡高原鄕。○今植木町なるべし、延喜式にも高原驛、々馬五疋、又大水、江田、高原、蠶養等は傳馬各五疋と特書したり、蓋江田高原の間に二道あり、一は坂本(木葉)一は三重(又蛟高郎米野岳)に由り、共に當時の驛路とす、蠶養は今熊本市の東北部の舊名なりと知るべし。

植木（ウエキ）

今植木町と云ふ、山本郡の高原の中央に位置し、四通八達の要衝に當るを以て、小驛を成す、鐵道車驛は村驛の南方に在り、此地丁丑の戰場とす、人口千八百。○植木は味取新町と云ふ、元祿元年、味取の舊驛市を滴水村に引移して建てられし所なり、此地植木森と云ふ茂りたる丘あれば、味取新町とは唱へずして、今專

に植木町と呼ぶ（國志）
征西戰記云、二月廿二日、乃木少佐半大隊を以て南關を發し、高瀨に午食す、時に驛中の人民荷擔して立ち、奔走悄惶する所を知らず、遂に植木城の煙燄を望む、日色爲めに黃なり、硝煙涌くが如し、亦賊兵の已に植木驛に入るを聞く、乃木少佐衝擊、路にして賊の植木を退くを見、徒歩して驛に入り、散兵を配布す、日暮、賊兵大窪より來り、兩戰して驛を爭ふ、官軍防禦力戰し九時に至る、賊勢次第に加はり、白兵衝進、喇喊雷の如し、是に於て木道の防戰尤困む、各處頻に急を告く、賊は益々兩翼を張り、漸次市街を包圍し、飛丸雨の如し、少佐河原林少尉をして軍旗を擁して之を負はしめ、全軍を收めんと欲すれども終に收拾す可からず、因て殘兵十餘名を河原林に付し、千本櫻に退く、賊も亦敢て尾擊せず、是に於て隊列を檢するに、河原林未た至らず、皆曰ふ木道斷戰、少尉刀を揮ひ挺先して進むを見る、或は賊中に陷るならんと、少佐曰く、返戰して旗を獲んと欲する者は我に從へと、一曹長泣て少佐を擁止して曰く、此れ死所に非ず、後事測る可らざるなりと、會第三中隊長津森大尉高瀨より至る、少佐其隊を以て轟村七本の險道に據て防禦し、且敵情を偵し、河原林の死所を搜索せしめ、遂に携帶の兵を引て木葉驛に退保す。（又云、二月廿日、官軍大擧、田原坂の壁壘を拔く、其右翼の先鋒諸隊は賊の北るを追て直に植木驛を衝く、時猶午前十一時なり、既に驛中に入り、火を民舍に放つ、賊驚惶狼狽、其營を棄て走る、山砲三門臼砲一座、小銃百餘口を獲たり、我軍追て向坂に至る、賊警兵を以て其險要を死守し、我軍留て相持す、既にして我數隊繼き至る、今井中佐策を建て曰く、今賊勢の未集らざるに乘し、急攻熊本に達すへしと、津田少佐津野少佐肯かず、暫にして野津大佐至り、兵を分ち山鹿及び吉次の通路を扼し、且向坂の賊を擊ち、長驅して熊本に向はんことを決議す、乃直に向坂の賊壘を衝擊す、時に賊の援兵熊本より此に來る者既に千餘人、（或は曰く賊將は貴島清と）田原二俣橫山の敗賊を驅て返し鬪ひ、植木驛と向坂の中間に突入す、我軍遂に敗れ、其橫斷する所となる、是に於てか向坂の兵孤立し、輸送路阻し、諸隊午食を缺く、彈藥亦將に竭きんとす、今井中佐津田津野兩少佐と議して曰く、速に背後の賊を破り植木の軍と合せざれは、後復及ぶなけんと、諸隊を勵し逆次却退せしむ、賊速に之を橫擊す、我兵冒突直過、亦折藏を慮るに遑あらず、死傷極めて多し、僅に植木に退くを得たり、時に午後五時なり、此日田原の險を取りしや、其勢破竹の如く、追躡して向坂に至りしも、賊の敗兵再集り、宮崎の新兵亦來り援け、其勢復た振ふ、因りて植木驛を劃し相對持し、是より二十有五日、熊本連絡に至るまで、向坂を中心とし、右翼は荻迫木留より吉次峠三岳を經て海に至り、左翼は島橋より水島臺に連り、哨線凡十里に亘り、又一大戰圖を見たり云々。又云、四月十五日午後一時、植木、荻迫より三嶽大多尾越の賊壘に至るまで一齊に火起り、黑烟天に漲り、絕て銃砲の聲を聞かず、參謀長木留に至り、先砲兵に命じ賊壘を轟擊せしむ、壘內寂然應ずる者なし、急に斥候を出して之を覘はしむるに、賊既に全軍を拔て去り、壘內復片影を留めず、是に於て諸隊各其守地より馳せ進む、隊伍錯亂、連絡相失す、兩旅團長之を憂ひ、急に令して兵を萩坂に勒し、更に其部署を俟たしむ、而して諸隊既に積日の阻滯に憤る、勢怒浪の堤を決するが如く得て制す可からず、中にも大島少佐の隊は既に挺進數里、官軍の繼ぎ至るを見ず、偶一の村民を得て熊本の距離を問ふ、曰く二十町と、衆皆雀躍、進て熊本城下に入る、城兵官軍なるを知らず、邀へて之を銃擊す、我兵賊の遺壘に登り、各旗を揮ひ大呼して隊號を稱す、城兵始て悟り、手を舉て我を招く、我兵一齊應諾し、馳せて京町口の壘上に上り、城兵と倶に喇喊する者三回、其情知る可きなり。

岩野（イハノ）

今有泉、石川、藪村と合し、山東村（サントウ）と改稱す、植木山本二村の東にして、鳥栖原（今西合志村）の西なり、岩野岳は丘陵中に特起して、峰巒峻ならずと雖、亦一培塿のみ。

肥後國志云、岩野岳、南面巉々として峙ち、道通城址あり、天授の比、小野左兵衛尉橘長宣在城す、其後宗氏代々在城せり、宗氏系譜曰、宗大和守平義信、永享六年、菊池肥後守爲邦の時、詫摩郡本山在城、詫摩郡の凶徒を追散す、亦寬正元年六月、益城郡に大戰し、一族七十人戰死す、因茲爲邦山本郡岩野庄百五十一町を賜ひ、岩野嶽道祖城に遷らしむ、享祿四年退去。

鳥田郷（トリタ）

和名抄、山本郡鳥田郷（高山寺本鳥口郷）○今吉松村（ヨシマツ）、山東村等ならん、吉松に大字豐田あり、蓋鳥田の訛なり、本郷の東に和名抄山本郡の佐野（サノ）蕨生（ウハフ）兩郷ありしに似たり、今並に菊池郡の屬地となる。

吉松（ヨシマツ）

今吉松村と云ふ、大字豐田、伊知坊等あり、岩野嶽の北にして、合志川の畔とす。

肥後國志云、山本郡吉松莊神田一所と云ふこと、城州の加茂皇太神領帳に載せたり、又吉松莊山城村に大橋（オホハシ）舊蹟を傳ふ、肥後守平貞能以來數代の居城とす、大橋氏家傳曰、此城大橋左衛門尉平貞經在城す、貞經は筑後守家貞の孫にて、肥後守貞能が子也、家貞は平相國清盛の代官として下向し、此所に住す、貞能亦肥後筑後に在て、逆徒を追討したり、平家沒落の時、同尾州の住人原太夫高春が許に行て蟄居、貞能が子大橋左衛門貞經（或作太郎、日蓮上人鎌倉の書の內に筑紫太郎殿とあるは、此貞經が事なり）鎌倉へ降參す、世靜りて後に、御家人の列に加へらる、其後讒言に依て、鎌倉松葉が谷に禁獄せらる、貞經の妻は肥後國鍋屋田司が娘なり、大橋を遁出て、所

（大橋城址）

縁に依て藝州に到り男子を生む、幼名摩仁王丸（或作一妙丸）七歳の時、大御堂（大御堂は薩州に非ず、葦北郡津奈木に在り）に於て勤學し、十二歳の時鎌倉に至り法華利益の義を談す、頼朝甚感歎あり、父貞種が罪を免し、且肥後半國をば彼父子に賜はる、夫より肥後國へ下向し、摩尼王は大橋左衛門通貞と改む、其子孫に政重あり、海東諸國記に「大橋朝臣政重、丁亥年、遣使來賀、觀音現像、前此再度、救我漂流人、書稱肥後州大將軍、大橋朝臣政重」とあり、大橋の一族、貞興の後と云ふは參州額田郡を領す、其一族に尾州海部郡中島郡を領するものあり、津島の社をも建立せり、肥後の大橋は長門守定條、享祿二年卒す、其子安藝守定運、幼名善次郎と稱せしが、大橋の城を去て江州に赴き、佐々木氏に屬し、肥後の大橋氏亡ぶ。（今按、此大橋氏家傳、疑惑多し）

菊池郡

菊池(キクチ/ククチ)郡　明治廿九年、合志郡を併せ、今二町二十三村に分つ、郡治は隈府(ワイフ)に在り。其疆域、西は鹿本郡、南は飽託郡、東は阿蘇郡、北は日田郡（豐後）に至る、東北界は八方(ヤハウ)嶽、鞍嶽等の峻峯連亘し、津江(ツエ)山(ヤマ)小國郷と腹背を成す、郡內の諸水は皆合流、山鹿(ヤマガ)に向ひて流る。南堺は白川に至り、原野高燥、水利に乏きを以て、白川の水を堰して溝渠を導く、之を瀬田堰と曰ふ。

和名抄、菊池郡久々知と注し、九郷に分つ、後世訛りて岐久知と唱ふ（續日本紀に鞠智城の名見ゆ、諸家鞠智を以て此地と爲せど、其說尚盡さゞるごとし）中世太宰權帥藤隆家の苗孫、父祖の蔭に依り、土着して菊池氏を興す、遂に鎭西の豪族と爲り、南北朝の際最義烈の名あり。○史徵墨寶考證云、菊池氏は菊池莊司也、此莊の領主は宮家なるべし、薩州藤野氏文書に、文保元年、將軍家政所より、菊池莊領家職替として、日向國高知尾莊、肥前國松浦莊內早湊村等を、島津道義（名は忠宗）に預知せしむる事見ゆ、按ふに此莊は宗尊親王に傳へ、北條氏後深草の皇子を關東に奉ぜし後に、前將軍の領所を一旦島津氏に給與し、再び取戻して菊池氏に還し、其後は宮家の領分となり、肥後は菊池氏、豐後は長谷部氏其地頭職となりたる也、夫菊池の北は山嶺屏疊し、矢部山は筑後上妻郡、津江山は豐後日田郡にて、肥後阿蘇郡小國に接す、半(ハンシャク)尺以北の深山は矢部津江と背を分つ、（かせむれ嶺なるべし）五條氏征西宮を矢部に奉じ、前は黑木氏、後は阿蘇氏、南は菊池氏之を守護し、以て南北朝を終ふ、其地に就て當時の形勢を察すべし。玉名郡廣福寺文書に依れば、菊池莊は五辻宮領なり、當時王室の名器、院宮の土田も、鎌倉幕府の興奪干涉を免れ能はざりしことなれば、菊池莊の沿革にも、亦王室と武家の幾多衝突を見しなるべし、元弘延元の武時武重等の義憤も、其由來深し。

肥後國志云、菊池は古訓久々智なり、俗讀菊池(キクノイケ)として菊池川の源に在るが、郡名の起因なりと云ふは誤れり、今總高二萬八千餘石、軍役高二萬六千石にて、深川、河原の兩手永あり。

城野(キノ)郷　(木野)

和名抄、菊池郡城野郷。○今城北(シロキタ)村と稱す、大字木野(キノ)存す、又木野川あり、此郷は水島郷の北に接し、木野川を以て內田郷（鹿本郡）と相限る、東北には八方嶽、兵藤山聳ゆ。○肥後名勝畧記云、木野大明神は松尾明神に同じ、卽城野郷の社なり。鎭西要畧云、天授五年、今川仲秋、陣肥後筒嶽、八月、鳥羽山城沒落、菊池方之師也、十四日、貞世移于千田原、十六日攻破平尾城、十八日板井原陣、永德元年四月廿六日、今川之師攻破城野城、廿七日、移陣板井原、五月十二日、今川攻菊池寺尾城、菊池武政相對陣焉、六月十八日、今川陣板井、移松尾、廿二日、於隈部城合戰、菊池武興以下敗走、廿三日、今川五郎御曹司（後號左京大夫貞臣）發向染土城、宮之御師殊不利、吏部親王脫去矣。（今玉名郡筒嶽あり、鹿本郡千田村あり、鳥羽山、板井原、平尾山詳ならず、松尾は今城北村の大字に遺れり）○按に菊池武重の弟武茂、木野城に居り、苗字之に由れり、木山城と同異を知らず。肥後國志云、木山彰孝寺跡は、木野氏の墟なり、永祿中、木野彌次郎親政、大津山の城にて討死し、廢城となる、木野家は木野郷八十町を領す、此木山も本は木野村の內にて、後に分れて一村となしたるが、阿蘇文書、今川了俊が送狀中に「これの事は三牟田と申候て、きのゝ城にむかひあひて候所に、一昨日より城をとらせ、豐後勢をさしおきて候」と見えたり。

米原(ヨナバル)　今城北村の大字なり、肥後國志云、米原村に長者屋敷と云ふ址あり、氏號時代不分明、長者は字を孫三郎と稱せりと、涼の殿、月見櫓、王屋敷、藏床など云ふ舊跡あり、藏床は四方に土居ありて、近邊に礎石とて大石多し、近世耕作の妨なる故、半は地中に埋しと云ふ、此邊に團粉土あり、卽馬飼糧也、俗に、米原長者が奴僕婢女に食しめたる飯の餘りの團子を捨たりとて、赤色なり、割て見れば異色の筋出る、文德實錄曰「天安二年、菊池郡不動倉十一字火」とあり、この倉舍の迹なりや。

水島(ミツシマ)郷　(水島臺)

和名抄、菊池郡水島郷。○今砦(トリテ)村と云ふ、木野川の東、迫間川の北なる高原地にして、俗に水島平(ダヒ)と呼ぶ。

水島(ミツシマ)臺(ダイ)は木野郷の南にして今砦村と呼び、大字臺の邊に水島臺の砦址あり。國志云、水島臺城は隈府の西一里許、菊池の入口なれば、卽番衞の城とす、按に阿蘇大宮

(高塚)

司に今川了俊が送りたる狀に「六島の古城をも、一兩日の稽に取拵へ、肥前勢を置べく候」とあるは此城なり、葉室親善申狀に、水島郷の名を載せ、又水島陣の事は、菊池武朝申狀に「女中之比、了俊寄來肥後之時、數月勵防戰之武畧、於水島陣」今川了俊が阿蘇大宮司への狀中「菊池口水島原に陣を取て候」云々、此れ其時の事なるべし、年を記さざればさだかならず。○鎭西要畧云、永和元年乙卯、太宰少貳藤原冬資、叛于足利氏、通于菊池氏、陣于肥後水島城、探題今川貞世、率肥前兵二萬、向水島合戰、八月、探題貞世進師、壓相戰於水島、廿六日、冬資朝臣討死、年三十九、法諡存覺、一族從者數百人殉死、十二月、大友及探題之軍、攻破生葉城、少貳一族亡。○征西日記云、三月三十日、第三旅團佐久間中佐、六中隊を以て午前二時山鹿新町を發す、賊等堡壘を高塚村米原村の臺、及び本道と隈府市街の西端に築き防守す、夫れ隈府の地形たる、西南は開豁なる平田にして、東北は繞らすに丘岡を以てし、其北なる丘は長さ一里許、水島に至て盡く、水島より新町に至るまでは總て平田なり、故に此丘を總稱して水島の臺と曰ふ、臺の南に至て盡る處最高く、此に登臨すれば隈府の市街一眸の中に在り、高塚村及び米原村の臺是れなり、是日拂曉三面齊しく進み、右翼は鋭に衝突、躍て隈府市街の西端に迫り、其中央左翼の兵も奮進して高塚米原臺の堡壘を拔く、賊既に其堡壘を失ふと雖、能く寨を嬰まし屢返戰し(我兵銃槍を揮て格闘、賊將陶南八郎を斃す)其西寺村より我軍後を襲ふ者、最猛烈を極む、仍て退却して兵を新町に收む。

上甘鄕(カミアイ)

和名抄、菊池郡上甘鄕。○今詳ならず、迫間村龍門村などにあたる歟、龍門に穴川の字あり、穴川は甘川の訛にして、上甘は上穴川といふに同じきにや、國志に上甘は鰐穴村なりと曰ふも、今鰐穴の地名存滅を知らず。

迫間(ハザマ)

今迫間龍門の二村と爲る、城野水島二郷の東なる溪澗にして、之を迫間川と云ふ、水源は兵藤山に發し、西南流四里、隈府に至る、卽菊池河の一支源なり。○菊池風土記云、菊池に三溪あり、東を菊川とし、中を迫間川とし、西を城野川とす、隈府は迫間川の溪口に在り、菊池武時の弟武門、迫間に居り迫間氏と稱す。肥後國志云、迫間光九寺は隈部氏の墓所なり、經塔とて寺門前の田畔に、隈部忠直建立の碑あり、其母藤氏の爲めに追遠せる者にて、文字凡五百「寛正二年辛巳、夏五月廿五日、野釋徑顆謹誌」と勒せり。○俗說辨云、菊池の迫間に黑石に白き綸の見ゆる者あり、皆甲冑鞍鐙など武具を畫かくに似たり。

寺尾野(テラオノ)

今迫間村に屬す、寺尾城は延元二年二月、菊池武重の楯籠れる要害にして、其前年九月、武家方の爲めに破却せられしこと、小代文書に見ゆ。○肥後國志云、菊池武重の嫡子、肥後守武士は文學を嗜み詩歌を好み、脫俗の姿あり、大智師の勸めに依て、叔父豐田十郎武光に家を讓り、其身三十歲にて剃髮し、祖禪寂照と號し、諸國を經廻の後、歸り來り寺尾野の百貫櫻を見て詠める、

神ふれし花も昔をわすれずば我墨染を哀とは見よ、

享保の始、水足昧齋が菊池懷古の詩に「水流雲氣散、蹤跡皆頹、名以西州牧、首爲南帝臣、菊城人寂寞、菅嶽勢嶙峋、曲罷花飛盡、晴巒獨鎖春」今石塔一基あり、但俗伽藍と稱す、數層の臺石あり、佛石の上層數層の蓋石ありて、凡七尺五寸餘、銘曰「天授三年卯月日、遵忍」と、大閑寺跡、愛染堂の田畔に位置す。○按に、武朝申狀に「延元年中、武重下向之後者、致度々合戰、崇部卿之昔擧」と錄し、武重の寺尾城に歸り兵を擧けしは、史傳上の一關節とす、廣福寺文書大智和尙の記錄中に「觀音殿(武重法名)豐後よりひかれ候しに、ゑがらぜの所々の難所を切り塞き候はゞ、飛鳥ならでは人の通るべき樣も候はずと閉行され候はん、此寺を深く御賴候て、大智寺を[illegible]候し時、愚身皆白して、菊池五箇日の中に、觀音殿[illegible]國候、阿蘇第一の切所を切り塞きて、凡夫の通るまじき樣に城をこしらへて候しを、菊池殿をはじめ諸大名の手よりも殘らず、迫間殿打破つて通され候」とあるは、武重下向の時の事歟。

(勢返瀧)

龍門瀧(リユウモン)

迫間川の上游に在り、本名勢返瀧と云ふ、今近傍山村を合同して龍門村と定む、此瀧の名は聖護寺大智和尙の命せる所とぞ。○國志云、勢返瀧は長野村に在り、水中の石に白筋あり、縱橫に繩を張たる如く、長短一二丈、七八尺も石の大小に依て明白なり、又九の內に三畫もあり、瀧より下に鞍を置たる如き石、又は鐙の形に似たる白き繪樣の石など、他に異なる風致也、勢返と云ふ所以は、豐後國津江山の住人、長谷部山城守信經、菊池家と連年不和なりしが、或時肥後守武光此川に逍遙しけるを、信經聞附け、手勢三百人を率て馳來り討んとす、武光僅に二十四人の人數にて信經を追散し、百餘級の頸を討取る、瀧の名は此故にぞ、絕勝の景色也。

(半尺)

聖護寺址(シヤウゴ)

今龍門村大字班蛇口に在り、隈府の北東二里。○史徵墨寶考證云、鳳儀山聖護寺は、其廢址半尺村に在り、半尺卽盤闊久なり、又班蛇口とも書す、開山大智祖師、肥後宇土の人にて、大乘寺寒巖和尙の徒弟となり、能詩を以て一宗に名あり、正和三年元に渡り、延曆十一年にして歸る、其船風に遭ひ高麗に漂着す、破船の時呈高麗王の詩あり、高麗船にて加賀に達し、河內莊吉野鄕に祇陀寺を建て、此に住する十年、肥後に歸るは建武年間なるべし、延元中菊池武重其家を再興し、大智を請じ寺を建てたり、聖護寺是なり、此寺早く廢滅したれど、幸に其文書は玉名郡廣福寺に傳ふ、寺域四至の事、東兵藤山道より南豆小野の在家の前の大道、夫より橫枕の南の尾先、同く松か根の尾立より、鍋山の尾立下り、西

は鼓の峠の下の林の北の山十町ばかり入て、夫より穴川の在家の西の大川の堀の水尾より、かせむれ嶽の千丁津江堺、同く東へも津江界まで、悉皆進せらしと見ゆ。

○國志云、聖護禪寺の迹は半尺穴川の山中に在り、正平年中、大智祖繼禪師開基也、大智山居の詩に曰く「一挂轉棚遠近山、展成淡墨畫圖看、目前分外精閑意、不是道人俱話難」「截斷人間是與非、白雲深處掩柴扉、當軒栽竹別無意、祇待凞風來宿時」「名韁利鎖留不住、瞎驢蹄破煙霞水石中、折脚鐺兒煮野菜、住山自效古人風」「焚香獨座長松下、風吹寒露濕禪衣、有時定起下巖澗、瓶汲五更殘月歸」。又云、廣福寺に木野但馬守武茂が聖護寺に納たる神文を存す、其大要曰「敬奉對三世常住一切三寶、殊別儀山聖護寺、當國鎮守阿蘇大明神御寶前、發願起請文之事、一 武茂弓矢の家に生れて、朝家に仕へ奉る身たる間、天道に應じて正直の理を以て、家名を上げ朝恩に浴し身をたてんとは、三寶の御ゆるされを被るべく候、其外の名聞利欲に義を忘れ、恥を顧みず諛へる當世の武士の心、ながくはなるべく候、一 私欲の爲め或は理非に依りて、五常の道にそむくべからず、一 公法出生、或は私の交衆の外は、心をたこして名聞榮華を好むべからず、一 當世不實者のふるまひをなし、文武にはつれ、法式にもたれて國家のつひえたらんとを、固く停止す、一 今兄肥後守子々孫々まで、戒を定置れ候、武茂も其趣をかたく守り背かざる樣に願候、此旨於違背は、日本の諸神の御罰をかうふるへく候、延元三年八月十五日

藏原朝臣武茂」 此神文を菊池傳記に見ゆる武重の掟に參照するに「寄合衆內談之事 一 天下の御大事は內談の議定ありと雖、當去の一段は武重が所存にまかすべし 一 國務の政道は內談の議を證とすべし、武重すぐれたる儀をいたすと雖、內談衆一同せずは、武重が儀をすてらるべし 一 內談一同して、堅くろらひとを禁じ、五常をまもり、家門末代に傳らんことをねかふべし、謹んで八幡大菩薩の冥照をねかひたてまつる、延元三年七月廿五日 ふちはらの武重」と、以て菊池の家風を洞知するに足らん、其他盟國中の武士の起請文にも、菊池の一家は、朝廷に奉仕するを以て大願とする旨を陳じたり。

雪野 今龍門村の大字なり、增補國志云、虎が石、一方石にして塔婆の臺石なるべし、銘曰「一結講衆卅人敬白正平四年己丑二月廿日」とあり、雪野村字塔の本に、此類の大小石塔らしき者多く散在す、北塔の本も是等より負へる名に非ずや、結講衆三十人とあるは、菊池武吉（七郎と稱す、武時の男也、建武三年、楠正成と共に湊川にて自殺）建武二年寄進狀に「奉寄進阿蘇御嶽大明神御寶殿、肥後國大野別府內中村田地十一町、爲每年恒例三十講料、所限永代、奉寄進之事實也」云々とある三十講と同しさまなることゝ覺しけれども、詳には考へかたし。

八方嶽 龍門村の西にして、鹿本郡內田鄉に跨る、北は豐筑二州の州界に接し、山勢最險、拔海一千一百餘米突とぞ。（國志云、半尺村班蛇口とも書す、八方嶽あり、此山一に笠嶽とも呼び、菊池郡の鎮山とす、八面一樣の看をなし、頂に淸池あり、山中天狗栖むと云、菊池肥朝の時、攝國聖珠和尚（城備中守が郷の二男なり）正觀寺入院の香語に「佐領鞍山管領、鐵鐘比一人、文東武西、名得徒九敬」とあり、古より傳來れる歌に「つくしなる八方が嶽の麓にぞ鬼とりひしぐ武士はすめ」此歌は菊池家の武威を譽たるなるべし、延元元年、小代重[illegible]申狀に、寺尾野、堅閑久、虎口穴川とあるは皆隈府の奥八方が嶽の麓にありて、村名なり、阿蘇文書今川了俊が書簡中に「一昨日より初て菊池の穴川の上に候城をとりこしらへ候」云云、又大友興廃記に天文二十年、大友宗麟隈部彌二郎親永が籠たる八方岳の城を攻落すなど見ゆ。

(班蛇口)

(穴川)

兵藤山 又兵戸山に作る、龍門村の東北にして、豐後日田郡津江山鄉に跨る、菊池則隆の子經隆、兵藤氏と稱せるは、此山に因むものの如し。

日理鄉 和名抄、菊池郡日理鄉。○今隈府町是なり、大字亘（輪足にも作る）存す、水島鄉の東南に接す。○人類學雜志云、亘村と築地村との中間に、一帶の丘陵蜿蜒し、南方は稻田二三町を隔て、菊池川一帶の碧流に臨む、此丘陵の南邊に於て、夥多の橫穴、草樹の間に見はる、現今其數十七八にして、尚土壤の中に埋沒するもの有るべし。

(亘)

東福寺 今隈府町の東、大字亘に在り、寺藏古文書あれども、宗作に係ると云ふ、此寺は方俗菊池五山の隨一にして、後世天台宗を奉し、尙存するは此一寺のみ、五山とは九儀山大琳寺、袈裟尾北福寺、輪足山東福寺、無量山西福寺、手水山南福寺の謂にて、菊池武光の所建とぞ。大琳寺は今菊池村の大字に存す、隈府の西郊なり、又大字西寺あり、卽西福寺の址にて、赤星氏菩所也。○古石碣、東福寺中に多し、其元弘塔は年月に據て考れば、武時入道寂阿、舟上より綸旨に錦旗を副て給ける後、探題北條英時が館に討入り、父子一族討死せし時の物なるべし、又建武のものもあり（增補國志）

「元弘三年癸酉三月十三日
次郎三郎入道寂□
三十六打死辰刻」

「建武三年丙子正月八日於足利家殿合戰
時於大渡橋下討死沙彌寂道立」

袈裟尾 今隈府町の大字と爲る、袈裟尾原は玉祥寺原とも稱し、此地合戰の事は、正觀寺なる菊池能運の墓碣（安政四年新建）の中に述べたり、曰く「文龜元年、宇土彈正少弼爲光、所領を望むとて、隈府城を攻たりしに、はからずも近侍の郞從等なるとを謀しかば、勝利の道やなかりけん、五月十三日の夜ひそかに城を出て、玉名郡

石貫村に至り、從弟菊池肥前守重安にことはかりて、明[illegible]をも率て、同廿日[illegible]なる[illegible]原にて[illegible]、[illegible]多くほろびしかぜ、[illegible]をたのみて、[illegible]にて在ける云々、又阿蘇山[illegible]文書に見ゆるは、

[illegible]之[illegible]、[illegible]之[illegible]、五月十三日之夜、[illegible]代之[illegible]、[illegible]老一同、守[illegible]代々[illegible]之旨、可[illegible]之由、[illegible]、[illegible]之[illegible]、御[illegible]判、[illegible]前守重安、[illegible]之[illegible]士、同十七日[illegible]、自廿日[illegible]、[illegible]代、[illegible]外[illegible]、該數信之[illegible]、[illegible]之上、[illegible]之化現如[illegible]、重安、[illegible]守[illegible]治、東重[illegible]、千田重英[illegible]、[illegible]宗、[illegible]以下、[illegible]之議、[illegible]臣[illegible]、不[illegible]、[illegible]之[illegible]也、[illegible]發[illegible]小野村之内、[illegible]行十四町八段、[illegible]者也矣、[illegible]安[illegible]之[illegible]而已、[illegible]仍後日

文亀元年辛酉七月七日　越前守藤原朝臣重峯

拜[illegible]山　[illegible]院

按に、[illegible]は[illegible]也、重峯は城[illegible]冬が子、重安は爲安が子也。

隈府（ワイフ）

今隈府町と云ふ、(舊名隈部(クマベ)と云ふ) 人口五千、一郡の首邑なり、[illegible]本を距る六里。正平の末年、菊池武政城府を此に置きしより、天文十九年義武の時まで、累代の居たり、隈府の號此に起る。武政嘗て征西親王の令旨を奉して隣交を修し、使僧を明國に遣る、明の高皇帝使僧を見、且日本の風俗を問ふ、使僧答ふるに詩を以てす「國比中原國、人如上國人、衣冠[illegible]度、禮樂[illegible]君臣、銀甕[illegible]新酒、金刀[illegible]鱠、年々二三月、桃李一般春」翌年、[illegible]より使者[illegible]を來らしめて之に報ず、菊池の武[illegible]に[illegible]かりしこと知るべし。[illegible]當[illegible]日「肥後[illegible]菊池[illegible]、[illegible]子年、[illegible]二州太守、藤原朝臣菊池[illegible]、[illegible]一二[illegible]、[illegible]寅年、又[illegible]、所管兵三千餘、[illegible]使[illegible]」とあり、丙子は我[illegible]正[illegible]年、[illegible](二十代[illegible]形)の時とす。此[illegible]一族[illegible]も[illegible]を約したり、天文の末年、二十五代[illegible]形に至り菊池氏亡ぶ、豐後大友家の指揮により、[illegible](菊池の[illegible])之に居り、[illegible]一國[illegible]守[illegible]代と號して、天正の末年に至れり。

征[illegible]記云、四月十日、第三旅團の左[illegible]、木島臺より隈府を襲ふ、佐久間中佐[illegible]に在り之を指揮す、一隊先づ玉祥寺口に出て、隈府を俯瞰して進擊す、已にして他の三[illegible]成り、菊池神社の[illegible]我[illegible]有に歸す、然れども[illegible]に[illegible]退去せず、日暮るゝも[illegible]をやめず、夜に入り[illegible]に我軍な[illegible]んとして克たず、夜半に及び潰走、一半は[illegible]村に、一半は大津町に[illegible]る。

（菊池神社）

隈府（ワイフ）城址

俗說之を以て守山（モリヤマ）城と爲すは誤れり、隈府守山自ら相異す、今隈府城址に菊池神社あり、故實を標す。○大八洲遊記云、菊池郡隈府、居民一千八百、古菊池氏數世據此土、其居城曰守山、在隈府北、明治三年、祀武時武重武光武政武朝五世、曰菊池神社、爲別格官幣社、有大樟樹、[illegible]、大可[illegible]二三年、傳云、征西將軍所植、呼爲將軍樹、此地武光公以後、數世以爲居城、三面絕壁、東西百餘間、南北二三十間、東連長岡、斷中爲壕、其實險嚼也、城[illegible]往往有如外城者。(國志云、隈府城址は深川手永、高野瀨（タカノセ）正觀寺村に在り、其道左は高野瀨村、右は正觀寺村也、西を前にす、南は菊池川を限り、北は[illegible]間川を限り、今の隈府の町中を古へ御所小路と稱す、正觀寺村より北原村へ通る道を南小路と云、西照寺門前の道を中小路と云、高野瀨村中を北小路と云、又[illegible]の[illegible]寺門前の道筋を[illegible]の馬場と云ふ[illegible]、[illegible]十六代[illegible]之を[illegible]、[illegible]村[illegible]の[illegible]より[illegible]す、其子は武[illegible]、[illegible]名あり、二十一代[illegible]、[illegible]九、孔子堂を建つ、文明十三年、[illegible]行に、[illegible]の題にて、

月や知る十代の松の千々の秋

此句に依て月松[illegible]形と稱すと、二十二代肥後守[illegible]、永正元年[illegible]す、[illegible]なく菊池家の正統[illegible]絕す、之に依り[illegible]赤星隈部[illegible]氏等の老臣[illegible]して、[illegible]の一族、肥前守重安が男政隆(初名政朝)をして、[illegible]の宗[illegible]を[illegible]しめ、二十三代の[illegible]形とす、諸士之に服せず、因りて他[illegible]大宮司[illegible]を(永正二年)家士八十四人連判にて招き、以て[illegible]を[illegible]に[illegible]て菊池家を[illegible]ぎ、肥後守武[illegible]と改め、二十四代の[illegible]形とす、武經後に大宮司[illegible]と改[illegible]、且[illegible]に依て諸士の爲に攻[illegible]され、隈府の城を退去す、家士相議して菊池の[illegible]、[illegible]大[illegible]武安が子武包を[illegible]して二十五代を[illegible]しむ、武包[illegible]大宮司[illegible]に及び、玉名郡筒ケ嶽に籠城、大永三年三月終に敗北して、肥前國高來に赴く、此時菊池家士數度の兵亂に、或は大友の幕下となり、或は島津、或は龍造寺の麾下に屬する族もあり、赤星筑前守重隆(初左近大夫)は其比より隈府城に在り、其子安房守親家相續て大友の幕下に從ふ、大友義鑑赤星重隆と謀り、義鑑の叔父十郞[illegible]宗に菊池を[illegible]しむ、是を菊池二十五代[illegible]形と爲し、大友の指揮に從へしが、義宗後義武と改名し、天文十九年[illegible]田郡隈本城へ移り大友に[illegible]きけり、之に因り大友[illegible]入し義武を[illegible]落す、義武肥前に走り、又相良氏をたのみ球磨郡へ隱れしに、二十三年に至り出て、豐後へ[illegible]、途にして義鎭の兵の爲に[illegible]さる、菊池[illegible]形此に至りて亡ぶ、赤星氏も元[illegible]菊池家より出づ、菊池九代[illegible]二男を赤星有隆とす、有隆十一代の孫、[illegible]なり、其子[illegible]守[illegible]を[illegible]

（高野瀨）

き同く大友に仕へて隈府城に居る、天正五年八月、隈部親永が請に因て、龍造寺隆信の弟江上家種大軍を率し、肥前より來り山鹿郡に討入る、同六年四月、龍造寺隆信亦二萬の兵を以て隈府城を攻圍む、親隆防戰利あらずして退去し、隈部親永入城す、天正七年三月、薩州新納川上等大兵を帥ひ來りて當國に亂入し、諸所の城壘を侵し屠る、親永當城に在りて防戰幾月を經る處に、同十五年秀吉公征西、當國を佐々成政に賜る、此時親永も本領八百町を安堵し、佐々が與力となる、然れども故ありて佐々が下知を叛き籠城す、同年七月、成政多兵を以て隈府城を攻む、親永防戰術盡て破城に及ぶ、菊池の府城此に至り廢滅せり。○又云、按に隈府城、當時征西親王の御座所にもなりし故、御所とも云ふ、又内裏の尾（城の北葉臼山の上に在り）月見御殿、御所小路等の名あり、是れ古城深川（フカガハ）は平城にして、防戰堅要ならざるが故に、建武の前何の比にか、別に此地を鎭て防戰の城とし、平常は水陸の便利宜さを以て、深川を居館としたり、後武政此を拓き殿館を構營し府城とす、隈府本名は隈部（ワイベ）なり、一國守護職の府城となりし後、畧して隈府と云ふ、猶今熊本を斥て熊府と云ふが如し、八木田桃水桂源問答曰、諸廳文書に見えたる菊池山城、阿蘇文書惟澄申狀の隈部城、今川了俊書狀の隈目（クマメ）城、武朝申狀に所謂守山要害など、かく樣々に名は變りたれども、實は同所なるべきとの說あり、思ふに惟澄が申狀には「菊池本城、當時合志人替武士、令籠居、十五日武光發向、追落外城押（ト）打取凶徒廿餘人了、同十六日追落隈部城」〆見えて、當時外城（ジャウ）といふは本城に向ひて云たることにて、本城の外に別に所々に小城ともを構へ置たるを外城と云ひて、今の外郭の事には無之、所謂菊池の十八外城、阿蘇の二十五外城など、皆本城の外に置たる小城を云ふ、小代文書に見えたる寺尾野、鞍關久、虎口、穴川等の城々、了俊書狀に見えたる隈の城、木野城、水島の小城など皆所謂當時の外城どもにて可有之、されば合志が武士に入替たる本城と云ふは、隈部城のことにて、武士を追出して入替りてありしを、武光馳付て先外城を追落して燒拂ひ、其勢にのりて、明る日直に隈部の本城を攻て、難なく合志を追落したるにて、深川の城は本城に近き所なれば、此外城といへるか一定深川城にて可有之歟、隈部を本城としたることは何比よりの事なりしや、諸廳文書「建武五年八月、合志諸廳など隈部城に押寄て武重を攻んとしたりしを、武重城外に打て出で、渡山にて合戰し合志等を追拂ひし」と見えたれば、菊池が隈部を本城としたるは、猶武重が以前よりの事ならん、菊池山城とは彼所謂外城にて、小代文書に見えたる寺尾野鞍關久虎口穴川などなるべし、又了俊書狀に、隈目の城とあるは、當時隈部をくまめといひたるのみ、武朝申狀なる守山の要害を、隈部城同所なるべしとあるは、何に據りたるにや、菊池の土俗の說に、さる言い傳ありしと見えて、井澤章齋が菊池軍記の附錄、溝江公正が風土記にも、隈部の城地、昔は守山と云ひたるよし注せるは覺束なし、いかにとなれば、當時の文書に守山の名の見えたるは、皆今の益城郡河江手永の守山村のことにて、阿蘇文書惟澄が申狀に「正平元年、攻破守山同所之時、自小河城下合、令散々合戰」云云と見え、また建久六年、甲佐の社領の事につきたる在廳等が立券帖に、小河鄕の四至のことを「北限守山莊南」など見えて、當時は守山は莊號の地にて、八代郡に屬したりしなり。

國志云、竊因菊池武時奉詔而死節、其子武重遵守遺訓、至武朝六世、貞忠貫烈、世之所稱也、兄弟支族、俱同奮身於義、又阿蘇惟澄、元弘始首應詔、大宮司惟時、雖從足利尊氏、惟澄率諸子及上島惟村等、不失其心、勤王事、終身不變、其長子惟村、屬足利氏、次子惟武、與父惟澄率子軍、其子惟政、其子惟兼、忠死誠節、以高節不變清操、及正平中、名和顯興、舉族來而屬從將軍宮、其孫子同紹忠節、南朝壁衰、九國悉靡從北朝、唯三家始終傾心於皇室、不顧其家安危存亡、南北一統之後者、不得止而咸降北朝、然武朝尚不屈義志、通將軍宮、勵而圖興復云、今武政武朝父子の事、二三の古徵を擧く、

花營三代記、應安七年、七月二十三日條曰、菊池次郎武政、去月二十六日他界之由、鎭西注進到來、

「雖未細々申通候、以事次申承候條、常法候哉、抑依世上自然之儀、御所當國　御幸、于今雖無指合戰、官軍等大畧加歡候はゝ、此時分御合力候者、可爲本望候、御先祖以來申承候之上、殊不可被御覽放之儀候間、平河事候、至始終進退者、宜爲御意候、此節一途預御憑候者、可爲悅候、凡鎭西武畧、互有合力者、共以不可失家名候哉、每事期後信候、恐々謹言

十二月廿五日　　藤原賀々丸

謹上阿蘇大宮司殿」（阿蘇文書）

「弘和四年七月日、菊池武朝申狀、

武朝自十二歲之時、令參筑州大王之御陣、守父祖行跡、從舍兄攝鎭西御大事、（中畧）軍忠被見知者也、加之元弘以後者、以當家武畧、致九州每度之合戰、至于今相支了俊等陣畢、就中自元弘三年、至今稔弘和四年者、五十二年之星霜也、此間正平十三年以後、二十七年者、賜異入道紹覺、深武光以來之武功、令居住當家分國之上者、勳功之次第、皆宜存知者也、然則就忠之淺深、可有御成敗、何被閣當家代々三百餘歲忠義、被賞近年參公闕官之所望乎、亦任理非可有御沙汰者也、將軍宮御事、被定正平之勅裁、爲故大王御代官、年被積勞功、御理運無相違上者、勅裁豈可有餘儀乎、仍言上如件」

「花押（義滿）」

菊池右京大夫□□治□之事、早以右兵衛佐□□之手、可抽忠節之状、如件

應永十六年五月十日

阿蘇大宮司殿　（阿蘇文書）

菊池武朝、武敏、幼字加賀丸、肥後守、右京權大夫、應安中六年襲立、□肥後守□、時年十二、謂父祖之遺□、奉征西將軍、與寺今川貞世、大内大友少武等、數度遂戰、終不屈、元中九年、南北朝一統、以後降北朝、終身畫□於肥後、應永十四年卒、年四十五、法名玄□常□

正觀寺（シヤウクワン）

隈府の東に在り、霊耳山と號し、臨濟禪を奉ず、貞和五年、肥後守菊池武光建立、大方敬和尚の開創とす、武光此に葬り、諡して正觀公と云ふ（國志云、武光大方を請ひ正觀寺萬壽寺を主らしむ、後に其師寂山も正觀寺に住せる由、兩開基と稱す、武光寺田六十町を寄す、菊池家沒落後、寺領沒收せられ、剰へ兵火の爲に灰燼す、寛永年中、別當住持の時、山中の四町を以て□、再興す、

「菊池□□、曾孫□□光、早□□同、東□山於兄之開□、□□義□、依高山於相之□□、□□□□□路、若錦表國□□、前□□守、後西征、□□□□、自正觀、選頭等、□□□□、其出也□□□、□□大□、其寂也收□□鉤、高□聞□、□□之文□山、□傳燈、松□□六世孫大方禪師香也、

日本南正觀大方□□和尚□□後、徒□□□□、

至正廿六年、歳在丙午五月吉日、□石道人□□拝題」

武光墓は寺内實相院道に在り、武政墓も寺内に在り、能運墓は安政年中一碑を建つ。

孔子堂址（クジダウ）

肥後國志云、隈府の後世に學校釋典の行事あり、即文明中、肥後守菊池重朝孔子堂を建て、春秋の祀を行ふ、當時南禪寺住職桂庵玄樹禪師（桂庵は入明の僧にて、歸朝の後、菊池に五六年寄寓し、其後薩州へ行たりと云ふ）

（菊城址）

をして、黄梁の詩を賦せしむ、併せて鳥□□□集に在り、

大平□□至□中、□□貢□□宮、湖水吹□□潭□、
□□□□□紅、一□有政九州化、萬古□文□瀚□、
□□□□花□□、□□□□□□、

今尋ぬるに、高野瀬に俚俗グウシ堂と呼ぶ地ありて、殺倉の道と稱する者と一地にて、□開して白田と爲る。

深川（フカガハ）

今深川村と稱す、隈府の西に接す、菊池氏の□□の居れる□□址、址并に久米野山大琳寺址此に在り（菊城は是なり）

肥後國志云、太宰權帥家隆の孫、大夫將監則隆、延久二年下向菊池に菊城を築く、二代兵藤□□太郎經隆、三代兵藤四郎經頼、四代鳥羽院武者所經宗、五代刑部大輔經直、六代次郎隆直、此代に日脚の紋を改め、鷹の羽の紋とす、隆直出陣の時、□□□に止り羽毛二枚を落す、故に取て吉瑞を□し指□の羽を紋とし、又□羽に改む、七代隆定、承久中武者所と爲る、八代右京大夫（始號□次郎）能隆、九代式部少輔隆泰、十代肥後守武房（始號□六郎）文永弘安兩度の合戰、大に蒙古人を□き、□を赤星三郎有隆と云、十一代時隆早世、十二代肥後守武時、剃髪して寂阿と號す、時隆の□なり、元弘三年三月十三日、於筑前博多討死、十三代肥後守武重、又稱左京大夫、此代より肥後一國の主となる、法名□□居士、十四代武士、三十歳にて遁世、法名□禪寂照、十五代武光（始號豐田十郎）寂阿の四男也、法名□□□居士、此代迄菊城に在住、延久二年より應安六年迄三百四年間、十五代の宅址とす、武光の子武政隈部に移り、之を隈府と稱す、菊城此に至り廢す。○史徴墨寶考證云、九州の高木菊池は同祖と稱す、大抵諸國豪族は、在廳國衙司又は雜掌等の舊家の姓を冒すものとす、初め中關白道隆の子隆家、太宰權帥となりてより、太宰府は其家世襲の如くなりたれば、其頃已に菊池高木等豪族ありて、兩肥の膂腹を中□

（隈上城址）

自害□□となし、其地□となり、高木は肥前守、菊池は肥後守に任せしならん、然に菊池は隆直父子に至り、平家に□□して□王せしにより、鎌倉に□下せられ、遂に承久□後□□に同し、北條氏の爲に本領を□せられたり、この□□を□へ、□□の□孫武時、元弘三年三月、後醍醐帝伯耆よりの勅を奉し、最先に義兵を擧げ討死せり。

○按、隆直が平家に□□せる□は□□隆直は□□し□、大宰平家方にて、後□氏に□□したりと見るべし、□□記に其居城を□上と云ふは、□くもうへと訓み、□□目に同じ、即後の隈府なり、然るに諸書隈部をば武政以後の新築とし、特に深川の菊城と云ふを擧けて舊□と爲す、皆信據し難し、武政の父武光の世に菊池本城と曰へるも、隈部なり、凡菊池の本城を深川に求め、菊城など名づくるは、恐らくは後人の妄語に溺し、隈部を一名守山と云ふと同く、□冒なるべし、今暫く菊城址を此に係くと雖、識者は當に取捨する所あらん。

東鑑、養和元年二月、於鎮西有兵亂、是肥後國住人、菊池九郎隆直、肥後國住人、□方三郎惟□等、反平家之故也、同意隆直之□、木原次郎盛實法師、南郷大宮司惟安、相具僧能□、大野六郎家基、高田次郎隆□等也、此外長野太郎、山崎六郎、野中次郎、合志太郎、□太郎資□以下、□六百餘□□、□兵□、止海陸往還、仍平家方人原田大夫種直、相□九州□□十□、□合□□□隆直等凶徒等□被□云々。又、養和二年四月、貞能為平家使者、此間在鎮西、而申下官使、相副□□、私使□兵□國□、□木火之責、□民□以□之□、仍肥後國住人、菊池次郎隆直、□去當時之□、□歸服之由申之。源平盛衰記、養和二年、筑後守貞能、菊池高直が雲上の城を攻る間、官兵二千餘人高直がために□取られければ、貞能合戰はやめて、城をかたく守て、かての盡るをあひまちければ、西海運上の米穀、國衙庄園

をいはず、兵糧米のために良能てむだうしけり云々、壽永二年、平家西國落の時、菊池高直をば大津山の關あけて參らせよとて、先たつて通したれとも、此事終にはかばかしからしと思ひて、高直心變りすと云々。平家物語、壽永二年八月十七日、平家は筑前國三笠郡太宰府にこそ着給へ、菊池次郎高直は都より平家の御供に候ひけるが、大津山の關あけて參らんとて、肥後の國に打越ね、自の城に引こもり、召せども召せども參らず。

國志云、隆直壽永二年八月、平家に叛くこと長門本平家物語に見えず、大日本史も之を取らず、且盛衰記に其歳九月豐後の緒方氏叛きければ、隆直之を博多に討つと云ひ、一書壇浦合戰にも菊池原田は平家の船に在りと云へり、一書中自矛盾せば、其平家に叛くと云ふは取るべからず。歷代皇紀、一代要記、壽永二年六月條並云、貞能自鎭西上洛、着福原、同十八日入京、其勢七千騎、相具源八爲朝息類、菊池原田等隨從云々。

北宮（キタミヤ）　今菊池村の大字なり、阿蘇北宮明神此に在り、其樓門正面一丈九尺三寸、ツマ五尺八寸、赤漆の瓦葺の小宇なれども、相傳ふ肥後守武政文和年中の造搆とぞ、柱根朽損けて棟梁傾斜せるを、數度修繕め、繼き足して今日に至れり（國志）隆道請日、北宮大明神社は北宮村にあり、阿蘇北宮を勸請あり、菊池家全盛の時分は、祭禮も賑々敷、行幸場に出座ありて能など見物あり、行幸場とは北宮の未申の川上道の北に、二反餘の屋敷あり、今に名を桟敷場と云、古記に河原村より柴山三つ奉るとあり、此柴山と云ふは屋臺なり、屋臺に種々の作物を作り奉納せしなり、故に能を山の能と云、隆道亂妨、社殿燒失、唯懷良親王奉納の軍配團扇と、樓門のみ殘れり、神體此門に在すこと年久し、明暦二年再建。

大琳寺址（ダイリン）　今菊池村の大字に遺る、里俗に寺壇を久木野山と云ふ、久木（クキ）は菊、久久（キククク）と同語なるべし。○國志云、久木野大琳寺は相傳ふ太守武光征西親王の命に依て菊池に五山を建立し、中央に九儀山大琳寺を建つと、後寺頽し、四方曠田にして、今僅に一畝に足らず、境内に九尺四面の草堂、六臂の觀音を安んず、古の本尊は大日如來と云ふ。

（久木野）

野間口（ノマグチ）（西寺）　今菊池村の大字なり、深川の西北にて、西寺（ニシテラ）に接す。○國志云、野間口に劍工延壽國村墓あり、國村は大和人來國行が孫なり、菊池に來て菊池延壽と號す、其子國村は延壽太郎と云、弟子繁榮して數十人に及べり、西寺村に延壽屋敷あり、何れの代か鎗千本鍛へしが、今に菊池の千本鎗とて、少しは殘れり、銘なければ工人知れず　○按に菊池延壽鍛治は、祖國村に建治二年の銘ありて、其諸子に延慶、文保、建武中の作あり、其子孫門弟の作に延元、興國、正平、建徳、文中、天授等の南朝年號を見るべしと云ふ。

子養郷（コカヒ）　和名抄、菊池郡子養郷。○今詳ならず、菊池村に當るにや。

辛家郷（カライヘ）（加恵）　和名抄、菊池郡辛家郷。○今加茂川村なるべし、大字加恵（カエ）あり、蓋辛家の訛なり、此地は水島臺の南にして、菊池川、迫間川の二水其南北を流れ、臺西に於て相會す。

山門郷（ヤマト）　和名抄、菊池郡山門郷。○今詳ならず、水源（ミナモト）村にあらずや、菊池川の水源なる鞍嶽の山口なり。

菊池川（キクチ）　隈府の東五里、鞍嶽、深葉（フカハ）山に發源し、北流又西流し、隈府の南を過ぎ、水島臺の西に於て、迫間城野（キノ）の二水を容れ、又合志（カハシ）川を容る、本川此に至り凡九里、是より山鹿に至り鍋田川を容れ、玉名郡に入り西南流、高瀬川の目あり、高瀬驛の南一里餘の地に至り海（島原海灣）に入る、紆長凡二十里。

柏原郷（カシハラ）　和名抄、菊池郡柏原郷。○今河原（カハバル）村なるべし、隈府の東にして菊池川を隔つ、大字下河原、木庭（コバ）等あり。

菊池城院址（ククチノジャウキン）（鞠智城址）　今詳ならず、一說今河原村大字木庭（コバ）の城山（ジャウヤマ）是なりと曰へり。○桃源問答云、菊池城とは昔九國の内にて、肥前の基肄郡、豐後の大野郡、肥後の菊池郡此三箇所に戍城を築れたる其一にて、是も東夷の叛亂を鎭められんが爲め、陸奥に多賀城、出羽に秋田城など築かれし類にはあれど、九國の三城は多賀秋田の二城よりも早く、文武帝の即位二年に、太宰府に勅して、大野基肄鞠智の三城を繕治せられし事、續紀に見えたれば、此三城は猶これより前に築れしものと覺申候、さて其始て築れしは何比の事とはさだかならねど、九國は往古より熊襲をはじめ大隅薩摩の隼人等など、度々叛きたる上に、繼體帝の御時、筑紫國造磐井が叛きしことありしかば、其亂後など程なく、火豐二國の間に此三城を築れたるにて有べくと覺申候、城院の院は穀倉院の院と同義にて、城に屬したる兵器糧庫なり、今の謂ゆる藏屋敷の事なり、文徳實錄、天安二年、肥後國言、菊池城院兵庫鼓自鳴と見ゆ、三代實錄に城院を城境に作るは、字樣の似たるを見まがひて、かく寫しひがめたるにて可有之候、井澤幸齋の說に、菊池郡水島に大城小城と云ふ所あるを、昔の城院の跡なるべしと見たれども、是も慥ならぬことなり、又今の正觀寺村におんの馬場と云處あるを、澁江公正が菊池風土記に、城院の跡ならむといへるも、まだしき考にて、是は菊池家の犬追物を興行せし馬場の跡に候、室町家の時、京にて細川殿の犬の馬場、細川典厩の笠懸の馬場など、其比のものにみえたるを、今は訛りて其跡をいん場の町と云類にて、餘所の古城跡にも今に犬の馬場といふ名の殘りたる、所々に有之事に候、思ふに菊池城も城院も、後世には隱絶いたし

(木庭)

たれども、中昔迄は其跡も地名となりて殘り居たりしと見えて、菊池家の濫觴に城氏と云ふは、今の木庭(コバ)村に地を知行して、其城の跡を城林といふ、件の城林卽昔の鞠智城の跡にて、中昔より其城跡ある故、やがて其邑を城村といひたりしが、後に城家の始祖其地を知行せしより、名字も城と稱したりしなるべし、さて其家後にまた山鹿郡に移住して、其所をも城村といひたるは、家の名字より來れる名にて、始の城村の城跡あるより名におひて、これがまた領主の名字となりたると相同しからず候云々。○按に、標注開答大野城を以て豐後國大野郡と爲すは誤れり、是は筑前御笠の太宰府の寨柵にして、今筑紫郡大野村四王寺山に在るべし、且大野等城の事は天智紀四年の條に見え、太宰府の防備の爲めに置かれしなれば、文武紀に繕治三城とあるも、天智帝の置かれし者ならん、而も天智紀に鞠智の名は見えざるは謂ゆる脫漏なり、文武紀、鞠智城繕治の年に、和州高安城の修理もありて、之に天智天皇五年築城也と注せる者參考すべし、又按に此地は太宰府を距る遠く、形勢他の大野基肄と比すべからず、是れは專南方熊襲隼人の荒類を鎭壓せんが爲めに設けたる營柵にや、詳證なきにあらず、且之を以て隼人鎭壓の營所と假定するも、菊池郡は肥後の偏隅に居り、豐肥通路の地に非ず、最疑ふ可し、鞠智城を菊池郡に求むるは、猶大野城を大野郡に附會するがごとく、名の同しきに依りて之を推すも、未だ其實を得ざるにあらずや。

夜開(ヨアケ)郷

和名抄、菊池郡夜開鄕。○今花房(ハナフサ)村、戶崎(トサキ)村なるべし、隈府の南菊池川南畔の地なり、夜開は和名抄夜閇に作れば、山鹿郡夜閇(ヤカ)鄕の例に照らし是正す、郡鄕考に廣瀨村の隣に今夜開村ありと云へるに據れば、廣瀨出田(今花房)赤星(今戶崎)などにあたるごとし。

赤星(アカボシ)

今戶崎村と改む、菊池の一族に此地を苗字とする者あり、三郎入道宗營(赤星有隆)は蓋其祖にや、宗營は寂阿入道と共に元弘三年博多に戰死す、一說有隆は嘉曆中に卒し、博多に死せるは四郎這基入道實正なりと。○鎭西要略云、肥後守菊池武泰、於文永蒙古合戰、有拔群之戰功、其旗血三所、赤如星、三男肥前守有隆傳之、而稱赤星氏、有隆五代之孫、赤星遠江守、應永九年、破探題澁川滿賴、開肥前綾部城、畧三根神崎二郡、居千栗、以稱菊池守護代、有年。○國志云、菊池九代隆泰四男有隆は、文永十一年、兄武房、同八郞康成、葉室太郞高善、城六郞、說原太郞以下八百餘騎、對馬に赴き、蒙古の陣を破り、首を獲ること五百餘級、弘安四年、蒙古人再襲來す、武房有隆一族郞從一千餘騎、筑前國へ馳向ひ、蒙古の多勢を討破り、一方の大將を有隆擒捕、兩度の軍に功名を本朝に輝し、譽を異域に施せり。

合志(ガフシ・カハシ)郡

(皮石郡)

明治二十九年廢し、其地域は菊池郡に併す、此郡は舊菊池郡の南に接し、山本郡と共に一帶の高原たり。中世本郡の西境を割き山本郡を建てしが、其山本の境生佐野の二鄕、後本郡に歸入す。○肥後國志云、合志郡は持統紀「十年、肥後國皮石郡、壬生諸石授位追大貳」と見ゆる皮石にして、三代實錄「貞觀二年、分肥後國合志郡、始置山本郡」ともあり、今中鄕北鄕の二鄕に分ち、竹迫大津の二手永あり、總高四萬九千石、軍役高三萬四千石、二百一村とす。○按に、和名抄、合志郡加波志と訓む、六鄕に分つも、其鄕名の位置存滅詳ならず、又阿蘇郡に近接する瀨田(セタ)村は、本來合志の管屬にあらざりしごとし、又近世、合志を音讀してガフシとのみ呼びたり。

合志川(ガフシ)

矢護山、二重嶺に發源し、西流田島(タジマ)に至り、(水源より凡六里)北に折れ鹿本郡中富村に至り、菊池川に併す、(水源より凡八里)下游は卽高瀨川是也、方俗或は瀦水(シスキ)と稱す。

奈我(ナガ)

(豐水)

今永(ナガ)に作り、豐水(トヨミヅ)、住吉(スミヨシ)等と合同して、瀦水(シスキ)村と改稱す、合志川の南岸に跨り、竹迫の北(夜開鄕の南)なり、豐水を村中の主部とす、隈府を去る二里。○三代實錄、貞觀十八年、參議太宰權帥在原行平奏、管肥後國合志郡擬大領日下部辰吉、於所部正六位上奈我神社河邊、獲白龜一、神乃助化、出必有時、物乃爲瑞、不容而獲云々、神祇志料云、今奈我の社の北六町餘、合志川の邊に布加米谷あり、是れ古へ龜を得し所とぞ。

碧巖寺(ヘキガン)

(板井)

國志云、板井(イタヰ)碧岩寺は、文正元年、菊池爲邦創建す、爲邦三十七歲にして剃髮、法名仍碧巖居士と稱し、碧岩を此寺に讓したりと、開山は如揩和尙なり、慶長の比、淸韓和尙の來寓したることありしにや、韓長老の居士影像を賛せる句に、

衣冠巍々舊朝天、着衲深寺後入禪、[illegible]色道者今猶在、紫藤花落碧岩前。

安國寺(アンコク)

國志云、久米(クメ)安國寺は、初め[illegible]寺と稱し、元僧東明和尙、元應中の開基なり、靑原山と曰ふ、二代月舩、三代囘鄂なり、東明錄云、

示壽院鄂長老

有揮斤之手、無受斫之質、則不然、有受斫之質、無揮斤之手、亦不然、古所謂弟子求師之難、師求弟子亦難、從上先覺、授受之際、炳如日星、照映今古、宗風之盛、本之際也、豈似今時、遞相沿襲、師資之道漭然、要知先覺之明證、宗風之廣大、不亦難乎、鄂首座相從有年、耳濡自得者、而至分座、潜符密證、唯吾所知、滿時緣湊合、肥州壽勝古刹、始預諸山之列、帥府降命、因從與民行、倘能以佛祖授受爲心、正好向荒村小院中、接一人半人、以起吾宗之墜緒、不辜平昔之志願、亦不負老僧所知之意、行矣毋忽、

亦大智尙願に大智和尙上東明和尙あり、岡鄂和尙住山の時、曆應二年、足利尊氏同直義奏聞して官寺となし、安國の二字を加へ、壽勝安國寺と號し、今地に伽藍を再興す、初建の地をば堂屋敷と云、永正六年、菊池政隆此寺にて自双す、政隆は菊池家二十二代能運早世により、其遺跡を繼きしが、暗劣にして士心を獲る能はず、期年ならずして廢せられ、後嗣武經(阿蘇氏より入繼)と相爭ふ所ありて、安國寺に入り自双す。

鳥島鄕 和名抄、合志郡鳥島鄕。○今詳ならず、其島と稱するより推せば、今の淸泉村淵水村などにや。

口益鄕 和名抄、合志郡口益鄕。○今詳ならず、又口益の名他に比類なき語なり。

鳥取鄕 和名抄、合志郡鳥取鄕。○今詳ならず、泉州の鳥取鄕を止止利と訓ぜると同例なるべし。

小川鄕 和名抄、合志郡小川鄕。○今詳ならず、一說裒部と訓む。

山道鄕 和名抄、合志鄕山道鄕。○今詳ならず。

佐野鄕 和名抄、山本郡佐野鄕。○今菊池郡田島村なるべし、田島の字に佐野ありて、土俗佐野村と呼べる由、國志に見ゆ。

(島田) 田島は豐水の西に接し、鹿本郡鳥田鄕と相隣る、合志川の畔なり。○征西戰記云、四月四日、第三旅團の一部隊は、鳥栖攻擊の命を被り、曉に乘して潛行し、銃聲を以て彼の壘中に突入し、佐野村の壘、南田島村上生村を取る、賊其不意を擊たれ、鳥栖村に遁れ此に固守す、我軍勝に乘じ、厚東竹下兩中佐指揮尤勉め、速に鳥栖村を突く、是時賊なほ該村の東南端に據り我を拒く、我軍力戰効なく、北田島に退保す、賊益壁壘深溝して我の進動を拒禦す、其南田島及佐野の壘地たるや、岡山村の壘と對峙し、中間北田島村の凹處ありて、地勢頗險惡、此間凸道一二條の通ずるあるのみ、其左右は斷岸にして攀援すへからず、五日、賊壘に迫る、而て未た拔けず。

殖生鄕 和名抄、山本郡殖生鄕。○今菊池郡西合志村なるべし、大字上生あり、卽殖生の訛也、或は曰ふ埴生は振生の誤にて、波布と訓むへしと。○上生、野々島は田島の南なる高原にして、西は植木驛、岩野山(鹿本郡)に接す、其郊野を鳥栖原、又は鳥栖山と稱す。

(上生) 鳥栖 國志云、鳥栖原合戰は、建武三年、官軍菊池方と足利方の國侍の爭なり、抑尊氏九州下向の時、九州の將士其威風に欺れて、多く之に應ず、小貳入道妙惠其主領なるが、肥後の合志、詫磨、小代等悉く小貳に黨與して、太宰府に參る、時に菊池武重京師に在り、一族多く之に從ふ、武重の弟武敏、十二月、阿蘇大宮司及び一族等と共に、太宰府を攻め、翌二年正月、菊池山城合戰、二月太田淸水合戰あり、太平記には之を載せず、恰も有智山合戰の前なり、而て鳥栖原合戰は多々良濱合戰の後とす、小代文書に建武三年四月十七日、小代左衛門八郎光信鳥栖原合戰軍忠の事を錄し、詫磨文書に、同月十六日「鳥栖原合戰、詫磨別當太郞宗直抽軍忠、親類又四郞被疵」と注したり、又惟澄申狀に須屋と云ふも此なり。(西合志村大字須屋)

征西戰記云、鳥栖は有泉の南にして、其間に石川村あり、有泉は味取の山麓に在り、卑濕にして要害の地に非ず、然れとも石川村を攻るには、必味取山有泉村に由らざるを得ず、有泉村より鳥栖に至るの中間、又卑濕の一層甚しき地あり、正面より登る道を辨天神の壘と曰ひ鳥栖に接す、之を右回すれば古閑村上生村の壘あり、古閑の壘、上生の壘、回すれば石川山の山脈にして、又之より左石川山皆賊壘壁を築きて固守す、而して石川村は植木町より鳥栖村に通するの中間にして、賊の寄て兵を置き左右の應援に供せし處なり、(今鹿本郡東鄕村に大字有泉、石川、古閑等あり)四月十一日、第三旅團、鳥栖の賊壘を攻む、午前四時、諸隊暗に乘して齊く進み、狩兵肉薄、賊兵善く拒き、刀を揮て我軍を支ふ、我兵刀創を受る者甚多し、午後に至り戰ひ未だ決せず、然れとも石川鳥栖の終に拔くへからざるを知り、全軍を收め南田島、佐野、上生、有泉の舊線に復す。

野々島 今西合志村と改む、鳥栖原の大橋なり、一書に文明の比、山鹿の宥明法印と云ふ奇驗の僧あり、野々島の辨財天祠に詣り、種々の不思儀を示せり、其奇怪の談話、土俗の口碑に多しと曰へり。

合志鄕 和名抄、合志郡合志鄕。○今合志村あり此鄕、一郡の中央と想はるゝ所にて、一名竹迫と云ふ。

竹迫 今合志村と號す、合志城址あり、隈府の南三里、大津の西二里、熊本の東北四里、高原の中に在り、瀨田堀川其南を流る、迫字を婆に假るは、波沙麻の下略にや。

征西戰記云、田原植木の賊壘久く拔けず、是時山縣參軍は山鹿口に出て、三浦少將と合議し、正面突貫の終に行はれ難きを以て、左翼竹迫を經て大迂回兵を用んとを謀り、四月十一日、精兵一中隊餘を撰拔し、鈴木大尉をして之を引率せしめ、潛行して先つ竹迫を拠し、以て之が地を爲さしむ、己にして別働第五旅團と第三旅團とを合し、十七日揮兵を以て竹迫より猛進し、立田山に出て攻擊せんとを議決す、因て部署を定め、大山少將其衆を味取に進む、たまく一戰あり、正面植木口の賊營柵を棄てゝ遁、逃走すと、我軍直に熊本に入る。

竹迫城址 合志村大字竹迫に在り、岐尾とも呼ぶ、卽合志城なり、阿蘇惟澄申狀に「武重相共度々押寄合志城、若黨等數多被疵」とあるは此ならん。(國志云、合志家傳

曰く、[illegible]官中原[illegible]門男、大監大夫兼攝津守師員、建久年中、當國合志郡地頭職を賜はり、下向して當郡二子村に住し(此所今や陣内村と云)竹迫の城を築く、里俗上古を本莊と云、原口を新城と云ふ、師員は當國[illegible]子木、三貞等の同姓、是れ合志竹迫氏の始祖なり、其子孫代々鎌倉[illegible]府に仕へ、又北條氏に從ひ、後に菊池家に屬す、竹迫日向守重種の時、菊池家衰頽に及んで、豐後大友家に降り、暫く合志半郡の地頭職を賜はり、重種其子正種、其子出種、其子駿河守久種等、相續て半郡の地頭職として、竹迫城に居り、永正大永の比、久種大友義鑑に近仕して、終に豐後國に移る、初め竹迫日向守重種大友家に降れる時に當て、近江源氏、佐々木因幡左衛門尉義綱、大友氏の裁許に依て當國に下向、合志半郡の地頭職となり、同郡眞木村(在大津手永)に居住し、氏を合志と改號す、其後同郡住吉村(在竹迫手永)に移る、其頃是を住吉の屋形と云て、義綱より十二代の孫、合志伊勢守(初名五郎)親賢が時、永正年中、住吉の館より竹迫の城に移る、相續て竹迫城に居り、伊勢守親賢の時、天正十三年閏九月、薩州島津の部將、新納武藏守忠元竹迫城を攻抜く、合志氏亡ぶ、原口に山王の祠あり、合志師員の勸請せる所と云、又合志家の城に據るに、延元年中、佐々木長綱始て合志郡に來り、眞木村に住す、其孫を眞木太郎隆眞、合志五郎光實など曰ふ、東鑑に治承五年合志太郎あり、是は中原合志氏以前の人なり、蒙古襲來繪詞にも合志太郎あり、小代文書には「建武三年、合志城、合志太郎」を記す、是は佐々木合志氏以前の人なり、方俗中原氏を地合志と呼び、佐々木氏を下(クダリ)合志と唱ふ。

「菊池武重以下凶徒、寄來肥後國合志城、合戰最中之間、爲誅伐所差遣少貳孫太郎入道也、催一族不廻時日、屬彼手可致軍忠、更不可有遲怠之儀、仍執達如件

建武四年六月廿九日　　沙彌判

詫磨別當太郎殿」(詫磨文書)

「阿蘇筑後守惟澄申軍忠事(阿蘇文書、正平五年)

右惟澄率日向國高知尾莊軍勢等、去十日馳越菊池、同十二日酉刻、押寄凶徒合志[illegible]守幸隆所構竹迫之菊池陣城、始合戰、六ヶ日夜致軍功畢、然間當手軍勢八人所被疵也、仍同十七日酉刻、凶徒等令沒落畢、然者賜御證判、爲備將來之龜鏡、恐々言上」

東國通考云、天文二十年八月、大友義鎭大舉、自討肥後之將士未服者、其部將進而征合志、又擧兵、攻隈田詫磨宇土益城等、所過城砦皆望風歸服、自是威名日著、九月遂定肥後。

今度親堅依無思慮、合志家風失累年之忠義候、無是非候、於武一節、雖任雅意、可打崩事、差掌候、然者諸口堅相調候樣、近々至隈本、可向人數候、此節存貞義、於[illegible]貞者、可加扶助之趣、猶眞光寺可有演說候、恐々謹言

五月十二日　　義鎭

合志山城守殿

合志文書、菊池義武が合志山城守に與へし七月二日附の書に「明日於住吉表、堅固以一手致合、諸兵致防戰、勝利之次第」とあるは、天文二十年の事なるべし、事歸通考と稍異なるごとし。

鞍嶽(クラ)(眞木)　北合志村の東、眞木(マキ)(今平眞木(ヒラマキ)村と云ふ)の上方にして、阿蘇郡に跨る高山なり、北嶺を深葉(フカハ)山とし、南嶺を矢護(ヤゴ)山とす、菊池川合志川の水源、中間に[illegible]す。(國誌云、當山馬鞍に似たり、延元二年九月、菊池武重、甲斐民部大輔重村と鞍嶽に戰ふ、延文五年十一月、合志常陸介(始號五郎)を責めんとて、菊池武光三千餘騎にて討出けるが、鞍嶽に雲の積れるを見て、武光の狂歌に

鞍嶽は銀覆輪かけさの雲あられ梨子地にみゆる山形

「志賀監[illegible]人太郎親房軍忠之事

今月廿五日、肥後國菊[illegible]山、先頭致合戰、若黨[illegible]左衛門三郎盛光、左のかひな[illegible]射疵、中間[illegible]太打死、同廿七日菊池城合戰之時、若黨[illegible]由左衛門、右の足射疵之條、御見知之狀明白也、仍目安之狀、如件

康永二年三月廿九日

水侯　備前介宗頼判」

「肥後發向之事、今月廿七日注進狀、今日到來、爲先陣菊池城、被合戰候由、各軍忠之至、感悅無極候、着到注進之時、面々可賀申候、恐々謹言

康永二年三月廿九日　　氏經判

先陣人々御中」

按に氏泰は大友氏、志賀親房は大友の庶族、豐後國の御主(今の竹田)なり、鞍嶽は合志郡にあり、當時菊池城合戰諸書に見る所なし、志賀文書中より抜きて附錄す。

(矢護山)　矢護(ヤゴ)山は本名矢越(ヤコシ)山なり、増田[illegible]の歌に「我[illegible]おもひしことのさほらぬは矢越のやまのあればなり」けりとよみたり、近郷に彌護風(ヤゴカゼ)とて、不時に暴風起ることあり、土民は山神の憤怒とも云、又山に風穴有とも云ふ、又矢具大明神とて、各所へ奉祭る、山中に無動寺と云ふ一佛堂あり。

大津(オホツ)　今大津町と云ふ、一山驛なり、人口四千五百、[illegible]府の南三里半、阿蘇の山口にあたる、瀬田[illegible]中を貫流す、此地に塔之[illegible]と呼ぶ所ありて、康保年中建てられし大塔の址なりと稱し、[illegible]の遺[illegible]をも傳ふれど、其詳ならず。○大津より二重[illegible]を攀ぢ、坂路凡三里にして、阿蘇の車歸に達す。征西[illegible]記云、大津は[illegible]本の東四里に在り、其地形たるや、西南開[illegible]にして、丘山を東北に繞らす、其北なる[illegible]の丘は平川村、杉水村、上吉田村の境にして、一凹一凸[illegible]の如く、[illegible]が嶽の山脈に連り、西南して二重[illegible]り、

東北して小國山と爲る、其西南の地方は平田にして、白川の水阿蘇より來て其南を流る、熊本より豐後に出るの道は、是の流に沿て上り、大津町に來り二重峠を越え、内牧坂梨を經て東に出づ、而して二重峠嶮巇、寡兵を以て大軍を防ぐに足る、故に賊常に此險に據り、内牧より攻擊せる我警視隊を拒せり、第三旅團の曩に隈府を拔くや、佐久間中佐の別軍を片瀬川に置き、先づ賊が嶺の險を占領して、二重峠を俯視し、湯船、杉水を經て竹迫に防禦線を劃し、以て大津に臨ましめしに、賊は堅壘を大津の臺上に築きて我を防ぎ、互に勝敗あり、四月十六日、佐久間中佐杉水平川より大津驛に入る、賊の逆擊にあひ克たず、中佐負傷す、廿日官軍諸路進擊す、是日大津の臺枯木町口の戰鬪は、第二第三兩旅團の兵大に賊を鏖し鬪へりと雖、日暮に没するを以て、警戒して天明を待つ、是夜賊我右翼に來襲、破る能はずして去る、廿一日、第三旅團、昨日配布の兵を以て、又進軍の令を下し、更に右翼川村少佐をして賊情を探偵せしむ、大津の賊昨夜自潰て矢部濱町に退るゝを知る、因りて直に大津町に入り、此を以て牙營とし、守線を白川に沿て下陣内より立野に至るまでに定む。

陣内（チンナイ）　今陣内村と云ふ、大津の南に接し、白川の北岸に在り、瀬田村（瀬田は今本郡管なれど本篇之を阿蘇郡に係く）を經て、白川に沿ひ阿蘇に赴く山道あり。陣内の稱は往時竹崎氏の祖、中原師員始て本郡に下向し、二子村に居り陣屋を起せるより、陣内の名起ると云ふ。國志云、陣内光德寺今廢す、河尻大慈寺三世鐵山禪化の地也、廢址に鐵山遺偈を勒せる石あり、

行脚應時　鐵山崩裂　地獄顚倒　春風白月

鐵山は寒巖の高弟にして、二世住持也、諸僧偈頌曰、鐵山和尚於大慈寺寂、偈云、

鐵山崩倒　九十一年　地獄天道　清風明月

光德寺の石碑は、後世遺偈を彫して弔せしにや、而るに其偈の文亦異なり、孰れか是なるを知らず。

肥後道上作　　釋　法雲

陰々夾道老杉高、鶴唳猿聞千頃巣、遠近山皆成削壁、往還客皆佩長刀、坂程過半（當地名）殊多險、人語入肥初覺豪、殘暮以何供止渴、店頭幾處賣蒲萄、

阿蘇郡

阿蘇郡（アソ）　肥後東境の高原地にして、千數百尺の嶺上に布置す、即九州脊梁の中部にして、火山帶の鼎口に當る、其地大別して三と爲す、宇治（ウチ）鄉、南（ナン）鄉の兩谷は世に謂ゆる火口丘にして、又南北の二高原之に屬す、北に在りては小國（ヲグニ）鄉と稱し、筑後川の水源なり、南に在りて知保（チホ）鄉と云ひ、五箇瀬川の水源とす。今阿蘇郡二十餘村、治所を宮地に置く、南北凡廿里、東西凡六里、村落の密度、隣郡と相出入する者多し。

(阿蘇國)

阿蘇は景行紀に「天皇自火國、到阿蘇（アソ）國、郊原曠遠、不見人居、天皇曰、是國有人乎、時有二神、曰阿蘇都彥阿蘇都媛、忽化人以遊、詣之曰、吾二人在、何無人耶、故號其國、曰阿蘇」と見ゆ、國造本紀に「阿蘇國造、瑞籬朝（崇神）御世、火國造同祖、神八井耳命孫、速瓶玉命」と載せ、又古事記并に阿蘇系圖に參照するに、其皇孫封國の事、歷々として推すべし、蓋古へ阿蘇國と稱したるは、郊原蓁々、山野遠く亘り、合志、菊池、山鹿、山本まで總べたるならん、形勢想ふべし。○氏族志、阿蘇氏出自神八井耳子、建磐龍命、（阿蘇系圖）有君姓、（古事記）有國造、建磐龍命孫、速瓶玉命、崇神帝時、爲阿蘇國造、（國事本紀、參取阿蘇系圖、本書以速瓶玉、爲神八井耳孫、然神八井耳、以綏靖帝四年薨、即速瓶玉、蓋神八井耳數世孫也」建磐龍既爲明神、列于祀典、（延喜式）子孫蕃衍、末流甚遠、其本宗宇治氏、世爲阿蘇神社大宮司、稱國造（阿蘇古文書、阿蘇系圖）後醍醐帝時、宇治惟直、惟澄、勤王有功、（太平記、鎮西古文書編年記）其族有上島、惠良、土田、坂梨、光永、竹崎、子守等氏、（鎮西古文書編年錄、阿蘇家傳）○按に鎌倉幕府の時、北條時宗の弟宗時、阿蘇社領の地頭職に補せられ、阿曾氏と稱し、又同族時定定宗等は阿蘇殿と號せられ、小國郷に滿願寺を建つ、元弘建武の亂に、其家亡ぶ、國造大宮司の家は、中世以降兵馬の事を兼ね、本州の豪雄たり、菊池と相拮び并列の名あり、天正中に至り全く武門を脫去し、祀典の本業に歸し、今に鎮西第一の舊家たり。（新編肥後國志云、阿蘇郡六万六千石、軍役高五千石、内牧、坂梨、布田、高森、馬場、北里、菅尾、久住、野尻（久住野尻は本編之を豐後直入郡に係く）等の九手永あり。

登蘇山作　　長　玖陽

蘇山何崢嶸、其嶺衝碧霄、欲攀峰巒凸、先渡溪澗凹、寧借攀藤手、山已半被力、稜々竪尖於劍、行雲當之裂有聲、神威太赫赫、拜來心肅雨、天風吹不斷、雲煙無晴時、恠石欲躍如猛虎、吾非飛將復何怒、浩然振衣嘯虎亥、長嘯坐冷萬山秋、

阿蘇山（アソ）　白川の水源、九州中央の活火山なり、地學者謂ふ所の阿蘇火山帶の隆標とす、熊本の東凡十里。此山一名赤腹（アカハダ）山と云ふ、又雲生（ウンシヤウザン）山の號あり、山北に阿蘇神宮あり、山の向背に二流の水出つ、北方に在るを黑川といひ、南方に流るゝを白川と曰ふ、此二水數鹿（スカル）瀧に至り合併し、西流して白川と曰ふ。（此山盤踞數里、五峯に分る、第一を高岳と曰ふ、第二を往生（ワウジヤウ）岳と曰ふ、最西にあり、（一名杵島岳）第三を猫岳（ネコタケ）と曰ふ、

最東にありて、餘脈は南北に横走して、豐後國との分水界をなす、第四御岳は一に中岳と曰ふ、今焼けて煙たつもの是なり、第五は楢尾岳なり、高岳と往生岳の間にあり、釋日本紀に古風土記を引き「靈石興雲、爲五岳之最」とあるは是の謂なり。

地學雜誌云、九州の地相地質を按ずるに、二帶の龜裂固からざる線路あり、其一は琉球諸島より來り、薩州の開門岳、櫻島、日向の霧島山、肥後の阿蘇山等を經て、縦に九州の中央を貫き、北に延び日本海に沒す、其二は四國の北邊より來り瀬戸内海の方向に延び、ほぼ東より西に亘り、豐後の由布岳、久住岳、肥後の金峯山、肥前の温泉岳を經て天草洋に沒す、これを横帶とす、凡て地層の龜裂著き所は、取も直さず地皮の弱點なれば、此弱點に沿ひ、地心に閉ぢ籠めらるゝ酷熱の岩漿は湧き出て、噴氣を散じ遂に噴火するに至るべし、されば噴出の最も熾なるものは、此二帶火山脈の衝突する所に在りて、阿蘇山是なり。又云、阿蘇山は群嶺數峰の總稱にして、其中央に當り日常水煙を吐くものを中岳と云ふ、此中岳の北西に三個の別峰あり、其一は四周殆絶壁を以て圍まれ、其内に圓尖の小山を包めり、之を往生岳と云ふ、其二は往生岳の西に峙立す、山頂窪み落ちて皿狀を爲し、其北方の一邊を缺けり、之を「ドベン」岳と唱ふ、其三は「ドベン」岳の南に在りて、圓錐狀を爲し高く聳え(西麓に湯の谷と稱て、四時絶えず水蒸氣を昇騰する溫洞あり)之を杵島木岳と云ふ、此等三個の群峯を總稱して杵島岳の名あり、此杵島岳の南に又圓錐を爲し屹立するものあり、烏帽子岳或は五面山と云ふ、其最高點は海面を拔くこと四千二百〇〇尺なり、又中岳の東方を限るを高岳と唱へ、阿蘇山中の最高點にして、海拔四千八百六〇尺に達せり、此高岳の東に一低所を隔て孤立し、其頂嶺の齒の如き者を根子岳、或は七面山と云ふ、(海拔四千六百九〇尺)前記の中岳、高岳、烏帽子、杵島、根子之を五岳と云ふ、五岳の四周一帶の平原あり、北を阿蘇谷(平均の高低海拔千六百二〇尺)と稱し、南を南郷谷と稱す(平均の高低海拔千四百七〇尺)處に村落ありて、三萬七千の生靈を栖息せしむ、今地勢の大體を按ずるに、所謂五岳を取捲ける連山は一大噴火口の隆壁にして、外輪山と稱すべし、五岳は此外輪山の中に噴出する火口山なり、五岳四周の窪地は火口丘と稱すべし、而も此窪地兩谷の溪水は、西方の一隅を切り破り、深谷を成して西流す、即火口瀬と稱すべし。

(閼宗岳)

阿蘇山の名は、夙に景行紀に著れ、古風土記亦之を錄する最詳也、釋日本紀曰「筑紫風土記、肥後國閼宗(アソ)縣、々坤二十餘里、有一禿山、曰閼宗岳、頂有靈沼、石壁爲垣、計可縱五十六丈横百丈、深或二十丈或十五丈、清潭百尋、鋪白緑而爲質、彩浪五色、絙黄金以分間、天下靈奇、出此中矣、時々水滿、從南溢流、入于白川、衆魚醉死、土人號曰苦水、其岳之爲勢也、中天而傑峙、包四縣而開基、觸石興雲、爲五岳之長首、濫觴分水、寔群川之巨源、大德巍々、諒人間之有一、奇形杳々、伊天下之無雙、居在地心、故曰中岳、所謂閼宗神宮是也」と、また三代實錄「貞觀九年、太宰府言、肥後國阿蘇郡、正二位勳五等、健磐龍神、所居山嶺、去五月十一日夜、發光照耀、十二日朝、震動乃崩、廣五十餘丈、長二百五十餘丈、下知太宰府、令謝神山崩之怪焉」など見ゆ。其他支那の古籍にも記述あり、即北史並に隋書に曰く「倭國有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異、因行禱祭、有如意寶珠、其色青、大如鷄卵、夜則有光、云魚眼睛也」、月令廣義に此文を引き、明の永樂帝が、足利義滿に璽書を賜へる時、其國の山を封し、壽安鎭國と曰ひ、碑を其地に立て、上親文を製して賜へりと云ふとをも附す、されど其山阿蘇に當るや否は詳ならず、たゞ日本國の山を封したるなれば、固より正しく指したる山もなき如し、近世享保年中、國主細川宣紀は壽安鎭國と題したる扁額を、阿蘇神宮寺に寄附したるは、月令廣義の附書によれるなりと、新編國志に論ぜり。

後拾遺集、肥後守にて下り侍る時、あその社御裝束奉りけるに、彼國の女のよみ侍りける、

天が下羽ぐくむ神の御衣なればゆたけにぞたつみつのひろ前、

阿蘇家傳云、阿蘇山のことを云る、筑紫風土記ほど詳なるはなし、さて末文に閼宗神宮是也とあるは、即此山を神宮と云へるにて、神岳是也と云はんも同じ、祭るをあしく心得て、風土記にかくあれば、上古の阿蘇宮は今の本宮ならず、山上に在しなるべしと思へるは、非ぬことなり、上世より阿蘇宮は今の地にして、始より山上には宮殿なし、彼の景行紀に現れ坐る地も隔遠なる處にて、肥後風土記には「二神之社、則在郡以東」とさへあるをや、かくて山上に宮殿なしと云證は、まづ今御山の體を觀るに、頂は廣平なる砂池にして、俗に千里が濱と云、此千里濱中に、北より南に連りて三峯聳しく秀抱て、其峯上は皆靈池なり、北なるを大神の池とし、中なるを姫神の池とし、南なるを御子神の池とせり、此三の靈池時々に種々の變異ありて、火焰に燃揚り、苦水溢出て、砂石硫黄を吹揚る折などは、池中の鳴動くこと雷霆の如く、六七尺の石、隙なく飛散りて、大虚に吹上げられ落來ることなれば、これに觸るもの、砕けずといふことなく、地に四五尺はかりは陷入るなり、斯る地にいかでか、神宮を造り營るべき、彼記中に大神の山上に鎭坐ることを云るに、大明神は靈池をしめおはしますとはあれども、神宮修理のことを云はず、又曆仁より永享迄のことを闕したる、山上の納春物を見るに、神宮なく、(大行事社なとは修法の堂舍にて宮殿の例ならず)ゐのかみの記錄に

皆北御門、中御門、南御門とあり、是等鳥居門のみありて宮殿なき證とすべし、又後紀、延暦十五年、阿蘇山上有池といひて、阿蘇社邊有池とはなく、三代實錄、貞觀六年、比賣神嶺といひ、同九年健磐龍命所居山嶺（社あらば此二段は社といふへき所なり）と云ひ、其崩れたる廣五十餘丈、長二百五十餘丈とあるに、神宮危殆といふ文なく、六年の下にも、延袤廣十許町とあるに、社若宮殿と云ざるは、山上には本より宮殿の無ればなり、然れば上代より山上には神宮はなく、鳥居門のみありて、此山即大神等の鎮り坐る神居として、齋き祭りしなり。

神靈池（カミノイケ）　又御池（ミイケ）と云ふ、社家の說に、北御門、中御門、南（法施埼）の三池、阿蘇の山頂にありと傳ふ。（後紀、延暦十五年、言曰、比來太宰府言、肥後國阿蘇郡、山上有沼、其名曰神靈池、水旱經年、未嘗增減、而無故涸減、二十餘丈、考之卜筮、事主旱疫、又天長二年、肥後國阿蘇郡從在管、神靈池涸渇多利云々。（續後紀、承和七年九月、太宰府言、在肥後國阿蘇郡、健磐龍命神靈池、洪水大旱、未嘗增減、而涸渇四十丈、十二月、遣使於伊勢太神宮、宣命曰、頃月之間、御心有所思、將奉供幣帛、而國家所聞、不安御心、加之、今年在肥後國神靈池、涸盡四十餘丈、是以令國卜、因茲、御歎之、八年三月、詔曰、阿蘇郡神靈池、洪水霖雨、亢旱以自若、而今無故涸減四十丈、[illegible]。（三代實錄、貞觀六年十二月、太宰府言、肥後國阿蘇郡、正二位勳五等、健磐龍命神靈池、去十月三日夜、有聲震動、池水沸騰空中、東西洒落、其落東方者、如布延蔓、廣十許町、水色如漿、黏著草木、雖經旬日、不消解、又比賣神嶺、元來有三石神、高四許丈、今二石神頽落、府司等決之龜筮、云應有水疫之災、七年二月、詔曰、去冬太宰府言上、在肥後國阿蘇郡神靈池、經淫雨而無增、在亢陽而不減、今無故沸騰、衍溢他縣、龜筮所告、兵疫爲凶、貽之中腹、氷谷最切。

世に佗て波立まちに出るなれば阿蘇の御池に幣奉る、〔俊頼家集〕

神靈池靈異の事は、六國史中に見ゆるは、上に揭ぐるにて、當時畏敬の狀態想ふべし、其後は記錄完からずと雖、藤定家の明月記にも、阿蘇池神異を錄し、社家の奇瑞記には、數十度の記事あり、中にも

註進、肥後國鎮守正一位阿蘇大明神上宮奇瑞之事、

右阿蘇者、十二宮健磐龍命之靈洞、十一面現身說法之靈場也、崇潜八葉之水、池瑩五色之浪、仙窟之山、既爲補陀落山、阿彌陀生身現昔於南海千里之中、應化之池、又補陀落淨池、[illegible]於百十萬里之間、是則天照大神五代之孫子、神武天皇第二之王子、總一天[illegible]之仁神、別九州鎮護之大[illegible]也、爰自去五月廿五日、上宮法[illegible]崎中央、新穴出現、濁水砂石令涌溢、其高假令一丈有餘、爲[illegible]萬里之波濤矣、同閏五月三日卯刻許、彼新穴轟火坑、自御池火炬、覆蓋天、爛引未申方、其後連日、白[illegible]黑々而無斷絶、爍白雲發大虚[illegible]出山[illegible]、追日增長、只往文永弘安之鳴動、中比建治繁盛之[illegible]、近來者正平文中之湯桶、不可過之歟、雖爲末代、吾[illegible]、而萬民合掌、當代無絶池所也、仍令見知[illegible]社等、所註進記上、若此條、僞申候者、本御宮所十二宮大明神御罰、於各可罷蒙之狀、如件

至德四年閏五月日　　阿蘇山衆徒等（十八人連署）

奇瑞記曰、文化十二年の變は、安永の變につきて最甚しく、目のあたり見置たる事なれば、其起發れる狀を此に記して、背後人に告ん、神池は常に水湛へしを、より々々に涸て、是歲四月の末に至り、皆涸竭て池底に火坑出來、其火の熱熾にして、坑邊は燒焦されて紫黃色になり、火坑の中は鳴震ひて、硫黃の氣頭に吹上つゝありけるに、五月始になりて、黒烟大に升り、日に添て強くなり行て、六月に至ては、其烟の廣さ二里ばかりがほどを打掩ひて、其下は晝も猶夜の如し、長さ幾何十里か行けん、はかり知られず、元よりの池の邊一二町が間は、燒け石を飛し、烟中に火焔を噴き、その石の吹上げらるゝ狀は、烟を離れては群鳥の如く、烟中にては皆火の玉にして、相撃て飛散る時は電光よりも鋭く、音は雷霆によく似たり、斯て九月比より漸々穩になり行きしかど、山下數里の地は灰降りたるが爲め、其害莫大なりき。

國志又云、阿蘇山の登路は、坊中大門より、山上なる西巖殿寺の本堂迄五十町あり、毎町に傍示石あり、其間嶮路、半腹に憩と云所ありて、登山の貴賤其下山のとき、著たる草履此所に捨つ、是より二十五町上る、左の谷をかせ室と云ひ、奇石怪岩、絕妙の地なり、此谷に小水流る、十町はかり上りて、右の方尾上に一大石あり、硯石と云ひ、其上の凹處に小水あり、炎暑旱魃にも乾かず、此邊を鬻賣谷と云ふ、尙上れば岐路あり、右に行けば打越水祠也、祠前に小き池あり、之を奈良延坊支配す、追分より五町あり、又追分を直に登れば、左に二の牛王あり、本堂坊籬の外に宅あり、衆徒は山中之に居る、山上の本堂（八尺間四間梁、同桁行九間、大枋升也）は南に向く、本堂の前に鐘石あり、徑二尺餘、其色深黑、平面影を寫す、後方に乙護王の宮あり、この本堂より御池まで八町の間、嶮岨大石の間を過る、左京橋あり、長さ十一步、橋下は常に水なく春秋彼岸の翌日、御池より水湧上り溢れて、漲ること暫時にして又常の如し、御池拜所の鳥居を入りて、經塔石佛等左右にあり、北の御池は白烟池中に渦巻き、深五十尋はかり、深溪に小水の流るゝが如き音あり、硫黃の燃る音也、白煙向ふへ靡けば水色五色に變り、其景況海黃絹の如し、中の御池は深五十尋は

かり、半ばより左に白煙揚りて水色紺碧の如し、法隔崎の御池今水少し、又煙もなし、東の方の谷所々に煙立、凡山上の預りは、社家笠氏の世職と日へり、笠氏をば天宮とも云ふ、是は永長元年、大宮司惟行の時、山上に天宮を創建して、笠忠久を以て之を預らしめし以來の事とす、古文書に、天宮職見ゆ、

「下、阿蘇御巻住僧等、
可早任預家御分領、有止濫妨沙汰之事、
右依天宮職忠次之訴、申御分領□者、御花米之外於御幣□□御神馬等者、可爲忠次之沙汰状、如件
建久六年七月日」

衣尻郷（キヌシリ）

和名抄、阿蘇郡衣尻郷。○今詳ならず、蓋南郷谷にあたる、村名に久木野あり、衣尻は久木野尻を同音にあらずや、一説には衣は奴の譌にて、野後なりとも云ふ。

南郷谷（ナンガウ）

阿蘇山の南谷、幷に山日郷を云ふ、今高森、色見、白水（吉田）久木野、河陽、幷に錦野小森、瀬田等の八村と爲る。

惟治申状に、同族惟時の餘黨、南郷城に據れる事見ゆ、其嘗今詳ならず、申状云「貞國元年、市下八郎入道道念、相合惟時一族數十人、構城御敵、屬于南郷城之間、押寄彼城、其後落彼城之時、道黑井大宮坂堀子孫□丸以下六十餘人討取畢」と、この後惟時又南方に歸順したる頃の事にや、諸家文書に一色道猷の状に見ゆる所は、惟時を南方の凶徒とす、

阿蘇前大宮司惟時以下兇徒、打入阿蘇南郷之間、爲退治、仁木右馬助代□立田後藤七郎左衛門尉所向候、御合力候者、就公私候入候、委細彼仁可被申候、恐々謹言
卯月廿一日　道猷判
詫摩別當太郎殿

久木野（クキノ）

今久木野村と云ふ、南郷の中央に位置し、其南は山嶺を以て、益城郡矢部の山村と相隔離す、阿蘇文書に此村名見ゆ、

下、宇治惟義所　（花押、北條經時）
可早領掌所帶所等事、
阿蘇本社大宮司職　中村　下田
上久木野　下久木野　荒木　大野
柏村　草部
右職所領等、任亡父惟綱嘉祿三年二月廿三日讓状、無相違、可令安堵之状、如件以下
安貞二年九月十五日

高森（タカモリ）

今高森村と云ふ、南郷谷の東南隅に在り、新編國志云、高森は往昔大宮司の家人、高森惟直、天正年中之に居り、島津氏の兵を拒ぐ、十二年、島津中書家久來り攻む、惟直支へず、豐後に走り大友氏に倚り、遂に回復の業を成す、豐臣氏の西征家を援倒するに及び、隨ひて亡ぶ、日州臼杵郡三田井口にあたる山驛なり。○高森は立野の東南五里、三田井の西北七里とす、高森の北なる高岳の麓を色見（シキミ）村とす、白川の水源此に出づ。

（色見）

吉田（ヨシダ）

今白水（シロミ）村と改む、高森の西一里半、阿蘇南谷の中央に居る、此邊の枯野を土俗千里濱と呼び、不毛の礫砂地なり、又栗殻（クリカラ）谷と呼ぶ絶壁あり、奇怪の岩洞甚多し。

我徳は阿蘇山もとの青つつら夏野を廣み今盛り也（新六帖）

河陽（カハキタ）

吉田の西、杵島岳の下なる山村なり、南は久木野村と白川を隔つ、河陽の山中に温泉數所あり、世にあらはる。

（垂玉）

陽を北に假るは其典故あり、水北を河陽と稱す。垂玉（タルタマ）、栃木（トチノキ）の二鑛泉は、河陽村に屬す、垂玉は村の東方にして、其古湯（フルユ）は鹽類泉、温百零四度とす、新湯は硼類泉、温百零九度とす、地獄湯は炭酸泉、温百零四度、今湯治場を設け、旅店数戸あり。栃木（トチノキ）は垂玉の西一里にして、鹽類泉一所、温百零二度、湯槽四區に分ち、客舍浴場の設稍大なり、南郷温泉の最とす。

（栃木）

湯之谷（ユノタニ）

河陽村大字長野（ナガノ）に在り、垂玉の北方とす、炭酸泉一所、一番湯と稱し、温百八十五度の高さに上る、二番湯は酸性泉にして、温百零七度、湯槽浴舍の設あり

立野（タテノ）

河陽の西にして、阿蘇の火口瀬に當り、今瀬田（セタ）村に屬す、熊本の東七里なる小驛なり、此より宮地まで五里餘。○立野は白川の北岸にして、二重峠、俵山の二嶺南北に對峙し、一峽谷を成す、南岸を錦野（ニシキノ）村と曰ふ、此立野、錦野、下野等は往昔二重嶺（フタヘノ）の外輪にして、外牧（トマキ）と號せる歟、錦野に外牧の大字存す

（外牧）

數鹿流瀧（スカル）

又須賀瀑に作る、立野の東にして、黑川の末流、此に至り一大瀑布を爲し、瀑水南に下り、更に南郷川に相合同し、西方に向ひ流出す、即白川なり。（須賀瀑に相並びヒサケの瀧あり、共に山道一奇勝を爲し、往來の人の嘆賞する所也　土俗の説に、往古阿蘇明神、南北二郷の窪地に水の湛へしを涸さんとて、二重嶺を蹴破りたまふ、彼山二重に裂好して崩れず、明神更に須賀の山を蹴て之を破り、阿蘇の山中是より湖池涸れたりと。又立野の東、杵島岳往生岳の麓を下野（シモノ）と稱す、土俗の説に、此野は阿蘇國造の祖神□命の遊獵場にして、命の墓も此に在り、後世まで神宮の獻供の猪鹿、皆下野に獵り、其神事は天正九年まで相續したり云々、と新編國志に見ゆ。

（下野）

久具牟田（クグムタ）

近年開墾して、牟田村と云ふ、下野の沼澤にして、折戸沼又常鶴沼とも云へり（今永木村大字無田）蘇溪温故日、千町牟田は、狩尾村東の沼原なり、鶴四季共に此地に棲めり、故に常鶴の沼と名く、又くゞと云草を生す、此草腹具に用ゐれども、猥りに採るとを禁す、

八月朔の夜近郷の農夫、數百の松明を照しくぐを引く、之を俗に蘇渓の道燈と云ふ、（長五百七十間、横四百間）蘇谷志料曰、昔久具牟田は闘野を埋せられ、菅丞賞紀公の時、御庭の養備ゐ此沼に於た給ふ、

故汝阿曾山下田、側翔技森好遇天、遂令万里莫求貸、直刊側郷阿蘇手、

又曰、此沼に鷺草と稱する水草あり、花の形は、形白鷺の飛揚するに似たり、因て名つく、他所に生ぜずと、

瀬田（セタ）

今立野を併せ、瀬田村とも云ふ、菊池郡治に屬す、大林寺村とも稱したり、大津町の東一里、白川の水を此地に堰入れ、合志の高原に導き、立田山の北西を繞らして、熊本市中に通せしむ、之を瀬田川と名つく。○肥後國志云、阿蘇系圖に、弘安元年、健軍大宮司津屋十郎惟經へ與へし、北條時宗の下知狀に、

下　津屋十郎惟經所

早可令領知、肥後國阿蘇社領內。南郷東多村、龍久和波多田二町、門田欠段屋敷、赤油陣事、云々

とあり、當時瀬田村は阿蘇郡なりしこと知るべし、此村に上井手下井手の二渠あり、上井手は寛永十三年、國主細川忠利君合志郡の荒蕪を憐み、白川の水を引き、井手を堀らせ給ふ、卽上井手是也、下井手は、往古和銅年中、國司阿部乙名の堀りける者とぞ、蓋阿部乙名は道君首名の誤のみ、史に稱す「道君首名、和銅末、出爲筑後守、兼治肥後國、興築陂池、以廣灌漑、肥後味生池、及筑後往々陂池、皆是也、由是人蒙其利、于今溫給、皆首名之力焉、故吏言事者、咸以爲稱首、及卒百姓祠之」云々、その後天正十七年、加藤清正領國の時、合志郡久保田（今の津田村、竹迫の南）の民に命して擴張し、首名の創めし灌漑の埋沒せるを、再堀らせて、忠廣の世に至り成就す、和銅より九百九十年にして再造と云ふ。○大八洲遊記云、瀬田邑有水閘、分白川而西、以資灌漑、門柱皆石造、堅牢牢固、左右壘礫以石、無壞決之患、聞之、如藤侯所築、侯嘗究水利、其所修堤堰、後人爲不便改築、必遇水害、故侯所治堤防陂塘、至今二百五十年、不敢改更云。

（川田瀬）

小森（コモリ）

今布田（フタ）と合同し、山西村と稱す、依山の西麓なれば也、白川の南岸にして、錦野と相接す。依山は小森と久木野の間に横たはり、阿蘇外輪山の一讀なり、依山西南の渓水は西流して、加勢川（木山川）の源と爲り、末は緑川へ入る。

二重峠（フタヘ）

瀬田村の北にして、矢護山、鞍嶽の南に接す、大津町より山道を通し、二里半にして絶頂に至り、少東して下降すれば、車歸（クルマガヘシ）と稱する小驛あり、車歸は鞍嶽山渓の上流一里許にあたる、車歸より内牧（ウチノマキ）宮地等に至る、原田等をさして村落碁布す、阿蘇の内郷谷是なり（延喜式に二重牧見ゆ、曰「肥後國二重牧馬、若有事者上、但充太宰府兵馬、及當國他國之傳馬」と、此二重牧は阿蘇の火口瀕の原野を占め、今外牧、下野、赤水（アカミヅ）等の字あるは、其遺址なるべし、地形も牧馬に適せり、赤水は、今永水村と改稱す、九州軍記に、天文四年の秋、菊池の一族、大友家に叛きしかば、戶次鑑連三千餘騎にて發向し、城赤星等を車返と云所に合戰の事見ゆ。

（車歸）

阿蘇郷（アソ）

和名抄、阿蘇郡阿蘇郷（高山寺本、阿曾）。○今阿蘇谷、又は内郷谷（ウチノタニ）と稱する諸村なり、阿蘇五嶽の北谷にして、黑川の水系に屬す、卽本郡の首邑とす、宮地、坂梨、中通（ナカドホリ）、手野（テノ）、黑川、山田、内牧（ウチノマキ）、狩尾等の數村あり、内郷は一に宇治に作る、大宮司家の説に、其家の苗字を宇治とも呼ぶは、乃祖惟輪命、山背國宇治より下向したまふに因ると。今按ずるに宇治の稱は必しも山城宇治に因るにあらず、此地の形勢、山内を限り阿蘇の本邑なれば、内の稱自起る。

（治宇）

内牧（ウチノマキ）

今内牧村と云ふ、黑川の北岸なる山驛なり、鞍嶽の東にあたる、天滿宮あり、地方の名祠とす。○新編國志云、内牧村は國主細川家の郡奉行廳を置かるる所也、府を去る十餘里、其北嶺を甲岩山と云ふ、小國郷との堺なり、阿蘇大宮司の家人之に築城したる後、天正年中、島津氏の兵之を取り、加藤氏領國の時は、城代を置かれたり、細川家の時廢城す、淨信寺は加藤氏の城代、加藤清左衛門可重の開創とす、其墓も存す。

内牧の大字小里（ヲサト）に鷹瀬泉あり、溫九十一度、其涌泉の四地を湯溜と稱し、久具牟田と地形相同じ、又大字三久保にも鷹瀬泉あり、溫度小里に同じ、湯槽浴舍の設備あり。

黑川（クロカハ）

村名にして、又水名なり、阿蘇宇治郷の諸水、内牧の南に會流し、黑川と稱し、西南に向ひ、數鹿流瀧と爲り、以て白川に入る。此村は内牧の南にして、五嶽の麓なり、一名坊中（バウチウ）と云ふ、阿蘇神宮寺の坊舍ありし處なれば也、又黑川の流を坊中川とも呼ぶ。

（坊中）

西岩殿寺（サイノイハドノ）

阿蘇神宮寺是なり、黑川村に在り、細川宣紀侯の頭額に普安殿と云ふ、新編國志云、阿蘇神宮は、中世以降十二社の稱あり、最榮讀師本地堂を山上に建て、之を上宮と稱し、本宮を下宮と曰ふ、神宮寺は俗說に聖武天皇の時、最榮讀師の創立と云ふ、年代相違す、今大宮司家の古文書によるに、近衞帝御宇、天養元年、大宮司友孝の下知により、最榮讀師此山に住し、十一面觀音を安置して、本地堂と爲す、稱して西（サイ）の岩殿と曰ふ、是れ社僧の初なり、天正年中、當山一時衰廢に及びしが、加藤氏領國の後、衆徒黑川村に歸住す、是より衆徒再興し、比叡山の所屬たり、承應年間より、改めて東叡山に屬し相續す、社領一千石の内、二百石を分給せらる、今衆徒二十坊あり、又別に修驗者十七坊あり、山伏同行と稱し、百六十石を給與せらる、又天台宗靑龍寺あり、是は永長年中、大宮司惟行の建置せる者とす。（此諸寺、明治維新の際に變革ありしならん、補正を要す）

贄塚（ニヘツカ）

黑川村に在り、又二邊津器の城址と呼び、沼中に二

島ありて相並びたり、土俗之を阿蘇大宮司の塞柵ありし所と云ふ、殊に今光寺をば、[illegible]と呼び、大宮司の館な、昔は種々形[illegible]ふる事、古書に見え、此に居住したる事明白なり、然れども貴塚は本來古墳なりしを、城塞に轉せしにあらずや、[illegible]に[illegible]山と號する古墳の、城塞に利用せらるゝ例多し。

役犬原（ヤクインバル）

國志云、役犬とは古下野の狩場に因みて起れる名なるべし、道尻川あり、水源阿蘇山の加世（カセムロ）[illegible]に出て、黒川の一支なり、此地に霜宮と云ふ阿蘇の攝社あり、

夫木集、宇佐奉幣使として、藤原基長下向の時、

阿蘇の社に詣、雪の積れるを見て、

今はとてしもの祝子いさまあれや阿蘇の御山に雪の積れる。

阿蘇家傳云、霜宮、北斗七星を祭られしよし、一本にもあり、然れ共我國の上古は、星を祭れることなし、星を祭れるは漢土の風の移れるなり、斯れば阿蘇大神の北斗を祭り給ふとあるは、其據なし、或人曰、霜宮の社内に天神といへる處あり、大神の天神を祭り給ふ處にて、霜宮とは北斗にはあらずして、即此天神なりと云へり、さて此宮にて神事のうたふ神樂歌に「霜こりの御前の松は千代の松」云々、てふ歌あり、かくて豐後國直入郡久住の[illegible]山子神社を、むかしより阿蘇末社といへれば、もし此社に就て由緒はあらざるか。

增補國志、阿蘇山鳴動、附道尻川荒記云、明和元年十二月中旬より、山上御池の[illegible]常より強く立昇り、同二年正月下旬より、同年の秋の末迄、御池鳴動し、或時は如雷、或時は千丈の[illegible]より大石を落す音の如く、三四里の間は戸障子に[illegible]て安眠せず、豐後路、[illegible]崎府内邊まで、當國は菊北、天草邊迄、數十里の間砂を降らす、別て當郡南郷、坂梨、乙姫、永草邊は砂強く降り、四月十三日に、永草村の[illegible]民家を[illegible]て潰せしに、朝より暮に至り一坪に砂八升程降り積りたり、風に隨ひ日毎に諸方に降り、草木の枝葉に積て押撓むと雪の如く、少し風吹けば霧烟の如く、五六町隔てては山林も見分け難く、往來行人も眼を開け難く、大なる難儀也、右の如く毎日積たる砂、春雨の折々に、道尻川、西河原の二川に落込、川を埋めて後に平地の如し、五月十三日、洪水[illegible]内に溢れ、同二十日大雨にて、道尻川水荒となり、村民此を立退く。

宮地（ミヤヂ）

今宮地村と云ふ、黒川村の東に在り、郡治の所にして、又神宮あり、宮地の稱之に由る、熊本の東北十三里、竹田（豐後直入郡）の西七里餘。

阿蘇神宮（アソ）

今宮地村に在り、官幣中社に列す、古書に阿宗神宮に作る、延喜式、阿蘇郡健磐龍命（タケイハタツ）神社、名神大と注する者是なり、式内阿蘇比咩神、國造神を配祀し、阿蘇三社と號す。

健磐龍命は神八井耳命の子にして、古事記に「神八井耳命者、火君、大分君、阿蘇君之祖也」國造本紀に「神八井耳命孫、速瓶玉命、定賜阿蘇國造」とあるに參照すべし。阿蘇系圖に、健磐龍命は阿蘇の草部（クサカベ）吉見命の女（阿蘇比咩）を娶り、速瓶玉命を生むと爲す、磐龍は古書或は石立、又五百立に作り、其祠和州添上郡にもあり。○俗說辨云、俗說に阿蘇大神は、本地傳觀世音なりと傳へ、又曰く、中天竺[illegible]國、王[illegible]商貴帝牛頭天王と稱し、[illegible]宮世界の[illegible]女を娶り八子を生む、其内和修吉龍王は、阿蘇明神なりと、又阿蘇の煙は明神一切衆生の罪に代り燒かれ給ふ炎なりとて、明神の歌を誦す「若草の罪に代りて立昇る煙ぞ神の姿なりけり」と、今按に此說非なり、健磐龍命は神武帝の御孫にして、神八井耳命の御子なり、阿蘇に下り宮地村に居給ふ、同所の草部吉見の女を娶り、國造速瓶玉命を生み給ふ、景行紀に「時有二神、曰阿蘇都彦、阿蘇都媛、忽化人以遊」と見ゆるも、健磐龍命夫妻の現れたまへる也、相傳ふ、此時景行帝速瓶玉命の子惟人に命せ、宮地村に神宮を建てさせ玉ふ、即大宮司の祖なり、一說、孝靈帝の時、神宮を創め、下野の狩田の神事も此に起ると、一宮記に據れば明神は本州の一宮にして、中古より[illegible]座の數增加して、十二社と稱す、第一健磐龍命社は、日本後紀、弘仁十四年、健磐龍神、特奉充宮料封二千戶、（二千戶は二十戶の誤か）此神、炎旱之時、[illegible]降雨、[illegible]國[illegible]民、[illegible]不[illegible]之、（日本紀略）とあり、本傳[illegible]は[illegible]吉[illegible]王など、附會すべきにあらず、第二阿蘇比咩神は健磐龍命の夫人なり、第三國造明神は南宮（ナングウ）と稱し、草部吉見命なり、比咩神の父にして、權宮司家の祖先とす、第四比咩御子明神は北宮と稱し、健磐龍命の女なり、第五は御子明神は國造速瓶玉命の子惟人にして、即大宮司家の祖先なり、第六若比咩明神と云ふ、第七若[illegible]明神は草部吉見の[illegible]なり、第八新比咩明神は若[illegible]の[illegible]女なり、第九新[illegible]明神は若[illegible]の[illegible]子にして、北宮の[illegible]山部氏の祖也、第十[illegible]比咩明神と云ふ、第十一國造明神は別殿にして、三宮と云ふ、速瓶玉命なり、第十二金凝明神も別殿にまします、綏靖天皇を祭る、即健磐龍命の叔父にします。○阿蘇家傳（大宮司惟[illegible]天明文化頃の撰）云、神功皇后[illegible]國[illegible]給へりし時も、大神の御[illegible]現れて、御力を併て[illegible]國を服從せ、其[illegible]御魂は[illegible]社に[illegible]まして、永く[illegible]を[illegible]給へり、阿蘇宮の東に向るは[illegible]をまもりませるにて、甲佐（タケミヤ）社の西に向るは[illegible]を防ぎ給ふなり、速瓶玉命は大神の第一の御子にて、又大神と諸共に國土を經營め、北宮に鎭り坐り、乃南宮神に娶て三御子神、高橋神、日宮神を生み給へり、[illegible]御子神の御名は惟人命、又八井耳玉命とも申す、南鄕の主神にて、本宮の五宮に坐り、[illegible]の時、御主神等（此御主神は[illegible]の御事なり）と共に御軍に仕奉りて、[illegible]御子神は甲佐（カフサ）社に鎭り、御主神は[illegible]社に鎭り坐て、共に[illegible]狄を防ぎ給ふ云々。又云、阿蘇大明神[illegible]記と

（健磐龍命神社）

云へる書に曰「健磐龍命大明神者、神武天皇第二太子也、神記三年丙子三月二十日、御歳十七、御宮作御座、其後神記九十三年丙午八月十五日卯刻、御歳百七御隠御座云々、阿蘇御渡之事者、神記三年二月一日午刻也」云々とあり、神記と云る年號はものにも見えず至てたほつかなきものなれとも、中古阿蘇の由緒を云る者、皆此年號を記して、其神記元年甲戌と云るは、神武天皇の七十四年甲戌にて、九十三年丙午は、懿德天皇の十六年丙午也、近代に至り此神記の年號をば、私に神龜に書き改むる徒あれど、其書改むるは最いはれなき事なり。又云、阿蘇社領は古來八千町と稱す、阿蘇にて三百五十町、南郷にて八十町、甲佐三百五十町、堅志田八十町、郡浦三百五十町、網田八十町、以上千七百二十町、之をば專に神用と爲したり。○新編國志云、類聚國史に、延暦十三年、少僧都等定を豐前國八幡神、筑前國宗形神、肥後國阿蘇神の三社に遣されて、讀經度僧の事ありし由を載す、弘仁年中に、當郡二千戸の神封を寄せられ、承和十四年國造神宮社に預り、仁壽元年比咩神も官社に列す、中世の神領は阿蘇郡に止まらず、託麻郡津軍、益城郡甲佐、宇土郡郡浦を併せ、號して四所の神領とす、其餘寄附諸讓與の田宅あまて頗繁榮せり、天正中大宮司家は分裂して、薩州に黨する者と、之を拒む者あり、豐臣氏西征の時、阿蘇神領一旦沒倒せられ、數年を經て阿蘇惟善の司たりし時、加藤家より一千石の領地を寄附せらる、大宮司家は國造の裔孫にして、續後紀「承和十年、健磐龍神々主、永預把笏」と見え、系圖に據れば五位より二位三位に昇敍する人多し、此家最初は宇治郷に住し、宇治とも稱せしが、中世より北郷小國に移り、又南郷に轉じ、終に益城郡矢部に轉じたり、(濱の岩尾館、及び大飼の愛藤寺に、惟長、惟豐、惟種、惟光、惟善等居れり)惟善大宮司の時、慶長六年、加藤家の裁許によりて、宅を宮地村に復す、初め天正年中、宮司惟光幼稚にして相續せしかば、一族惟前と云ふもの薩州に通じて島津家に黨し、郡邑宮社も狼藉に及び、惟光乃の弟惟善ともに岩尾を退去し、矢部莊内菅目丸に入る、豐臣氏西征の時、矢部莊三百丁を安堵せしめ、其餘は沒倒せらる、是歳肥後國の舊士一揆して、豐臣氏に叛く、惟光もその不容を蒙り、收監の身となり、文祿二年隈本祇園山に斬罪となる、慶長五年、關原の亂後に及び、惟善を召出され宮司職を復し、神領一千石を給せられ、三百五十石を分配せしめらる、當後相續して權宮司の草部氏以下、祠子及供僧を支配し、神嶽の後をつたふ。○阿蘇國造は海内無比の舊家にして、殊に歴代の史冊に連綿として著れ、中世に至るまで其盛強を比隣の諸武族に競へり、然るに天正の末年、豐太閤の削平變革にあひ、大宮司家非常の奇禍に罹る、太閤の死後、加藤清正故主の遺旨を傳へ、阿蘇の社寺を再興して復古すべき所あらしむ、當時阿蘇の僧侶等共皆離散、わづかに長善坊の一僧ありしさか、

御宮社退轉之儀、先年太閤御所、御下向之刻、郡中之者共、寄合を相搆候、神主一人之科に寄、御成敗候、付而當社破滅候、彼邪心之者共、御成敗候上者、阿蘇大明神破却不仕樣、可被仰付哉と、達上聞、當社造營等、并坊中をも取立、社領等可申付々雖念願候、高麗在陣付而押移候、然處太閤樣御他界に依て、其志も無詮候、然者我等冥加、當國大明神を當分領中へ勸請可申覺悟候、今濫觴之事申述之上にて、受御聞、其上を以、神領等をも可申付候、各相集、阿蘇大明神之勤行等、先規之姿を可有勤行事、尤に候、然時者、寺社居屋敷、并井彌一人宛之堪忍分、黒川村之内を以、可申付候間、各令還住、少庵をも可被結事、肝要候也

慶長四年十一月廿九日　清正判

阿蘇大明神　長善坊　寺社中

此一書、以て當時の事態を推すに足る。今代大宮司家阿蘇氏、華族に列せられ、男爵を賜ふ。

按に、南北爭亂の比、阿蘇氏官軍に應し、九州の一大藩屏たりき、中ごろ一族分離し、大宮司惟時(前大宮司惟直の子)は足利方と爲る、惠良惟澄勤王を以て一貫し、正平の初め筑後守に任せられ、十三年遂に大宮司と爲り、職を子惟村、惟武に傳ふ、惟澄は菊池武政と舅甥の親あり、此より阿蘇菊池は毎に相因りて、其家國を保有し、永正中、菊池の嗣絶ゆるや、一時大宮司惟長(改名武經)を以て隈府の太守と爲せしことあり、惟澄等の事蹟は、世上流布の史傳に見ゆれど、今二三の文書を援くへし、

「大宮司惟時屬朝敵之由、被聞食間、被驚思食之處、相語一族、於御方抽軍忠之條、勇敢之至、雖不限今度、誠以所被感思食也、且以此趣、可有奏達者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如件

興國五年十月廿八日（花押）　勘解由次官判」

「(上略)阿蘇社爲國一宮、先朝御代、社領等悉御寄進之間、被付社家之條、諸國一同御沙汰、天下殊崇其德、寺社御寄附、爭輙被改動、尚可被成人給哉、就中多年軍忠、勞功異于他之上、難儀之時分、一人被相殘、致運籌策、誘致數[illegible]官軍、或赴戰場遂々蔵朝敵之條、叡感既及度々歟、且爲君其被還思食之條、勿論爭被[illegible]等閑哉、如此又一諸申上者、不限此一事、於恩賞并舊領以下本訴者、替身可令申沙汰、聊不可有違變之儀、且以天照大神、八幡大菩薩、阿蘇大明神、[illegible]者也、猶々被維持事、今度依難越、可爲無爲之旨、領伏候條、先以心安所相存也、是則被專公平故歟、眞實懇志之至、不知所謝、彌懸存之狀、如件

興國七年六月十三日　判(中院中納言)

惠良小次郎館」

「惟時無御方之由、被聞食了、尤以神妙、此上は彌令同

必合力、可致凶徒對治之籌策、日向國東務職事、給旨後證之守護者、如先度令仰、并給他人了、存其旨殊可致忠節之由、被仰下之狀、如件

十月五日（正平四年）　　左少辨判

肥後守館」

「肥後國一宮阿蘇社、同健軍甲佐郡浦四ヶ社事、爲一國靜謐、令知行之、可致天下靜謐祈禱之狀、如件

建武元年七月十九日　　判（惟氏）

阿蘇大宮司殿（惟時）」

「九州探題事、所被宛行也、此時分早遂兵者、肥後日田兩國守護職、并肥後國八代莊河尻一圓、三船一跡、津東一圓、井野田莊等事、可被知行之由、依征西大將軍宮仰、執達如件

元中十年二月日　　左中辨判（胤房）

阿蘇大宮司殿（惟政）」

又、後守御目錄に、阿蘇庄三千疋とあるは、當時本庄を阿宮、權門に寄附假托し、三千疋の乃貢を以て、幾百千町の田土山野を保有したる也。阿蘇文書に、北條時は永久中阿蘇庄を大宮司に避讓り、北條泰時は嘉祿年中阿蘇庄を大宮司に讓るを見ゆ、是れ皆大宮司が本庄を權門に寄托して、保有を確實にしたる反證にして、當時の庄田領知の制度を知るの要件とす。元弘の亂に、大宮司惟直功勞あり、初めて本家領家の寄托を解き、自家の管領に歸せしめらる、大宮司の權勢が、此時より偉大なるを見るべし、

「肥後國甲佐健軍郡浦等三社、止本家領家之號、付本社可令管領者、天氣如此、悉之以狀、元弘三年十月二日」

「肥後國衙所牒、肥後國司、

當國阿蘇社大宮司惟直申、當阿蘇庄四至堺事、

右任本領國宣、可打渡彼堺者、以牒

元弘三年十一月四日」

而て其本領國宣と云ふ者は、阿蘇郡四境注文と題し、本文に庄とあるに合はず、不審、且其の堺打の牓示、甚不明瞭なれど、古簡なるべければ、此に引く、

任先年注文、所成廳宣也、　承曆二年二月、大介源朝臣、

阿蘇郡四境注文、

東境　字步山　河内　瀧下　部立　平部　瀧水大路　上津小木東大路　中山口　仁多津東　長野東　神野河原　南境　烏九嶮　部野嶮　越木原嶮　白人嶮　西境　黑乃嶮　鞍嶮山　村柴枝折　廣小野　立石　國見　二年　神禮　小川　麻生　辻　阿桂宮　白多仁口　納殿　日向國介越給路通字　頸黑湖神　伊坂明神　神御門　身乃生明神　是卽出現神明之時事也

北境　高橋嶮　苧乃嶮　猿山之背田境

寛弘八年二月十一日注申、　國使　介肥、

嶮は鍵に同じきか。

今の神宮は、天保十一年より三年間に成就し、樓門は嘉永三年、拜殿は文久二年に重修す。

すめらぎの狩せし時に二神のあらはれしめし阿蘇のみやしろ、（續松葉集）

坂梨（サカナシ）

今坂梨村、古城（コジヤウ）村の二と爲る、宮地の東に接し、其山嶺を坂梨峠と云ふ、嶺東は波野原（ナミノハラ）にして、豐後直入郡の山野に接續す。古城村は北坂梨と呼び、大宮司家の要害址あり、按に惟澄申狀に、延元二年六月、惟澄南郷城に坂梨子太郎入道宗惠、及び子孫長を討取、興國元年、又南郷城に坂梨子孫熊丸を討取と曰へり、坂梨子は又大宮司家の族葉なり。

征西戰記稿云、初め薩賊の熊本縣下に亂入するや、豐後地方も亦之に應ぜんとするの勢あり、是に於て警視局は檜垣權少警視をして、巡査五百人を率て之に赴かしむ、二月廿日東京を發し、廿三日馬關に達し、三月一日大分に入り、警備して後命を俟つ、既にして偵報あり、曰く、賊其一部兵を二重峠に出せりと、又曰く、賊兵三百阿蘇郡の諸郷に至る、富家を劫し財を掠め、將其猖獗なりと、因て小隊をして坂梨に向ひ、先づ野津原に入らしむ、六日又偵報あり、曰く二重峠の賊初め二三百に過ぎず、今漸く數を加へ、壘を險要に設け、一意大分を窺はんとす、乃ち全隊坂梨に向ふ、十二日本營を坂梨に移し、地方を警戒す、十六日坂梨偵察と黑川村に會ひ、形勢を窺はんとし、三路より進む、十七日の夜、二重峠の賊壘を襲はんとし、十八日拂曉、黑川口先づ交戰す、尋て各隊齊く二重峠の壘を攻む、黑川口利あらず、佐川大警部以下死傷六十餘、午後二時兵を內牧に收め、遂に坂梨に還る。（按に、三月十八日、官軍二重峠を攻め克たず、坂梨隊を退守す、賊方に移り、坂梨に山鹿全く賊の據る所と爲る、四月十三日、官軍進撃、坂梨を取りしも、賊猶二重峠に據り、阿蘇谷內を盡くす、廿日下旬に至り、賊二重大津等を棄てて南走し、阿蘇郡の官軍始めて肅清を得）

手野（テノ）（北宮）

今古城村の大字なり、西は中通、山田の二村に接し、宮地の北に在り、延喜式國造神社あり、土俗北宮（キタノミヤ）と呼ぶ。此地は國造の祖速瓶玉（ハヤカメタマ）命の石窟に隱れしたまふ所なりとて、御穴の故蹟あり、社家の説に今四座、速瓶玉命、雨宮神（阿蘇御女と稱し、神と稱す、國造速瓶玉命の妃とぞ）并に御子高橋神、日宮神なり、大宮司友隆の歌に、

ふきまねくも代々を照して北の宮速瓶玉の神の光は。

蘇溪温故云、北宮、鳥居より三十間ばかり西の畑中に、上御倉下御倉と云ふ塚二つあり、御倉の穴の口は竈の口の如く、五間程匍匐して入れば、高九尺上下左右石を以てたゝむ、奧に幅二間、高六尺程の切石あり、此を障子石と云、其前に幅三尺長七尺高三尺程の石棺あり、此穴を土人風穴と云、下御倉の穴は埋れて入ることを得ず、

弘化元年、手野の里長某が字古城と云岡山を開墾せし時、岩穴三つに開き當れり、此穴の中より種々に古器を得たり、骸骨と覺しき者もあれども、朽てさだかならず、古器は直刀二本、[illegible]刀二本、鏃十本、鏡三枚、各種の玉二十餘、土器六箇等とす。○手野は宮地の北一里、其北に山を負ひ、南面して[illegible]谷に臨む、阿蘇北宮の社前に古墳あり、里人之を御蔵穴(オクラアナ)と云ふ、外形は圓形の小丘にして、上に竹簇叢茂せり、入口は西南に向き、極めて狭小なり、長さ一間半許の巨石二箇を並べ、其上に又同大位の石を[載]せ、以て入口とせり、匍匐して漸く内に入れば、其[illegible]一[illegible]、[illegible]一枚石なり、奥行一間位、其奥壁に中門あり、之を潜れば更に一室あり、同[illegible]谷一枚石にて、間口三間餘、奥行二間半許、天井は小石数十を以て[illegible]、[illegible]、而るに此室の中央[illegible]二間許、幅二間半[illegible]石を[illegible]けり、其[illegible]石[illegible]り、然れども[illegible]に[illegible]石積るを以て、[illegible]してこより入る[illegible]、[illegible]地には、御蔵穴の外に[illegible]、[illegible]して、金器、土器、曲玉なとを出せりとぞ。

波良郷(ハラ)

和名抄、阿蘇郡波良郷。○今詳ならず、蓋小國郷の舊名にして、南小國北小國の二村なり、南小國に大字市之原、中原あり、北小國に大字宮原あり、波良は[illegible]にや、又延喜式に肥後國[illegible]見ゆ、二重(フタヘ)[illegible]相並び其名あり。

小國(ヲグニ)

小國郷、又は小國谷と呼ぶ、阿蘇宇治郷の北にして、分水嶺を隔つ、地勢全く豊後國日田郡の南偏に屬し、日田川(筑後川の一支源)の上游とす。西界は津江山郷と稱し、日田郡に屬し、東方は涌蓋山、久住山の脉を以て、豊後玖珠郡直入郡と相限る。[illegible]溪北流して一水と爲り、杖立川と稱す、豊後國の古風土記に阿蘇(アソ)川は少國の嶺に出づと曰へるは是なり。其源は久住山の西に出て、満願寺を經て杖立川と爲る、溪澗の長さ凡九里、溪[illegible]の間に温泉[illegible]湯の湧く[illegible]數所あり。○少國は一に尾國に[illegible]る、細川家[illegible]の頃、馬場北里の両手永に分つ、今北村大字北里、南村大字馬場、

市之原(イチノハル)

(馬場)

又馬場(ババ)とも云ふ、今[illegible]満願寺[illegible]併せ、南小國村と云ふ、[illegible]の北[illegible]里、市之原は[illegible]原[illegible]し、東[illegible]満願寺[illegible]、[illegible]は市之原の北東に一里許に在り、[illegible]南小國の中原に[illegible]泉あり、湯丸北[illegible]、其[illegible]湯[illegible]、[illegible]は[illegible]はらず。

満願寺

今南小國村に属す、其[illegible]は古村にして、大字[illegible]は[illegible]、新撰國志に[illegible]するに、鎌倉[illegible]宗[illegible]寺[illegible]、[illegible]六[illegible]時定(鎌倉[illegible]の[illegible])[illegible]、[illegible]定宗等、文永弘安の頃下向して[illegible]事を統べ、阿蘇郡小國を食邑とす、卽此に一寺を[illegible]し、[illegible]十一年、阿蘇大宮司[illegible]北條氏の後なれ、[illegible]して[illegible]寺に[illegible]、[illegible]はる、如藤氏の時に當寺[illegible]し、[illegible]寺己に[illegible]、今[illegible]一字を存す、然れども古[illegible]代の古文[illegible]に存し、世に貴重せらる、阿蘇北條[illegible]代、[illegible]、[illegible]果は正應二年寂す。

太宰管内志云、小國満願寺に古墳二あり、上に堂字を作れり、是は[illegible]北條[illegible]に[illegible]住ありしその墓とぞ。○[illegible]云、今満願寺の由緒を[illegible]するに、文永十一年、北條六郎時定、[illegible]、[illegible]寺[illegible]して建立したる[illegible]寺なり、[illegible]円天を[illegible]し、其[illegible]は經果大[illegible]正也、[illegible]三[illegible]より[illegible]す、寺に鎮西奉行北條時定、定宗、[illegible]時、其外[illegible]弘安役[illegible]の[illegible]を[illegible]めし古墳あり、[illegible]北條[illegible]宗、時定の書[illegible]、並に北條氏の古物等を收藏す、按するに文永十一年、時定九州に居りし事不審なり、然れども同寺に蔵する弘安三年十月時定署名、阿蘇社領内、色見(シキミ)山鳥の[illegible]状に據れば、是以前にも一度西下せしと[illegible]りしにや、時定鎮西下向の年月は、満願寺年代記に「建長[illegible]、北條六郎時定、阿蘇下向」とあり、これは阿蘇郡小國は當時北條氏の[illegible]邑たりしを以て下向し、[illegible]時定[illegible]、[illegible]と稱せしならん、又この満願寺は文永十一年時定の建立に係り、開基を經果律師とせば、[illegible]奉行[illegible]光[illegible]記に弘安五年下向となすは、蓋奉行所設置の年を混入したるか、今時定の五[illegible]塔を安置し、其下に石標あり、方三尺、[illegible]、寺[illegible]、時定[illegible]たる者。

満[illegible]寺[illegible]、字[illegible]、[illegible]、[illegible]度、[illegible]三字、[illegible]、[illegible]六戸、[illegible]住みて[illegible]ふ、[illegible]の北五里、宮原の[illegible]二里とす。[illegible]川、[illegible]は、満願寺の東三里に[illegible]、[illegible]二[illegible]、一は[illegible]にして、[illegible]零二度、一は[illegible]にして、百十[illegible]に[illegible]る。又[illegible]川の下流に[illegible]、[illegible]五十度に上るも、[illegible]少く、[illegible]るのみ[illegible]下に[illegible]

寒地獄(カンチゴク)

南小國村の東、[illegible](タデユ)[illegible]、[illegible]なり。○[illegible]云、寒[illegible]り、一[illegible]、[illegible]は字[illegible]、[illegible]化[illegible]ふ、此泉は[illegible]に出て、其近傍[illegible]二町[illegible]の間、小國にして[illegible]に泉[illegible]を涌出す、其中[illegible]の壮なるものは、噴騰すること二尺[illegible]に及ぶ、[illegible]川[illegible]を去る凡三十町、此[illegible]には[illegible]の[illegible]に[illegible]死する者多し、入る往々之に[illegible]れ、呼[illegible]することあり。○續西遊記云、肥後[illegible]國と云所は、[illegible]山にて、[illegible]に[illegible]る、此に[illegible]あり、細谷川となる、[illegible]れを飲めば[illegible]死す、[illegible]また其[illegible]にありとぞ、然るに人は曾て毒せず、此谷川の下に村里もありて、皆汲で用ゆれども終に毒に中る者なし。○新撰國志云、小國[illegible]湯

は沸騰最盛にして、飛沫の揚ると四五尺、強勢想ふべし、之を沖るゝ少許川中より硫黄出づ、寒冷なれば俗に寒地獄と名づく、南も温湯に同じ、此硫泉を鳥獸來り飲めば皆斃る、獨り人のみ牛馬は免るゝと云ふ。

宮原（ミヤノハル）　今北里（キタノサト）、下城（シモノジヤウ）等と合同し、北小國村と稱す、小國谷の中央にして、宮地を去る六里、豐後の豆田を去る九里。

新編國志云、宮原の兩社大明神は、阿蘇の末社にて、高橋宮肥伊宮（火宮とも云ふ）と稱す、共に是れ國造御祖神の子なりとぞ、この兩社は北條時定筑紫の探題職として下向の時、豐後攻撃の際に祈願する所ありて、勝利を得しかば、莊田を寄附す、天正年中、一旦斷絶後、加藤氏より三十石の社田を納れしが、數年にて再び絶ゆ、一書云、宮原兩社の境内に、鏡貫石と云ふ岩あり、是は北里氏の先祖、北里次郎左衛門尉惟義が、庄野次郎兵衛と云者と合戰の時、此岩陰に隱れ、庄野を射殺しけると、惟義は壽永元治の比の人なり。

北里（キタノサト）　今北小國の大字なり、北里に樽尾と呼ぶ砦址あり、是は豐後太平記に、延文四年、阿蘇大宮司が少貳家に與黨して、小國郷に九箇所の城を築くと曰へる、其一所なりとぞ。○按に、大宮司當時小國に九寨を結び、菊池武光の通路を塞ぎしに、武光軍を遣し擊ちしことも史に見ゆるなり、其他小國の寨は惟澄申状に、延元中惟澄小國郷に入り、仁木義長が代官吉子次郎を攻めたるなどあり。○北里の南に寺尾野（テラヲノ）硫黄泉あり、温百度、或は湯田と唱へ、田圃中に湧出す、奴留（ヌル）湯は北里の上位の田間に在り、酸性泉、温百度、又北里の東北に岳（タケ）温泉あり、酸性を帶び、百四十二度の高熱を有す、涌蓋山の下にあたる、是等の諸浴場皆居民の用に供するのみ。

杖立（ツヱタテ）　今北小國（キタヲグニ）村、大字下之城（シモノジヤウ）に在り　温泉の名にして、又川名なり。凡小國郷の水、北は杖立に至り、皆會合して一と爲る、故に杖立川の稱あり、即筑後川（豐後國日田郡を經由して、筑後に赴く）の一源とす。杖立温泉は鹽類泉に屬し、二所あり、一は百九十九度の高熱を示し、一は百四十五度を保つ、涌出甚大なり、其地溪澗に位置するを以て、岸頭岩角に浴場を設け、桶を以て湯を引くもの凡十一、毎場二三槽を置き、之に湛へたり、旅店二十餘戸、皆溪岸に集り構造す。凡小國の温泉十三所、杖立を以て最上と爲し、浴客四方より來り、山間の一名勝と爲す、宮原の北三里、熊本市を距る二十里許と云ふ。

知保郷（チホ）　和名抄、阿蘇郡知保郷。（今日向國臼杵に接せる馬見原（マミハラ）、草部（クサカベ）などの地なり、即南郷谷の東南、一嶺を隔て、五箇瀬川の上游とす。臼杵郡知保郷（三田井の邊）の東にして、西南皆山、溪澗は集合して東に向ふ。今馬見原村、草部（クサカベ）村、菅尾（スゲノチ）村、柏（カシハ）村、三箇所（サンガショ）村、鞍岡（クラヲカ）村等是なり、其三箇所鞍岡は、西臼杵郡の所治とす。

草部（クサカベ）　今草部村と云ふ、高森の東二里、分水嶺を隔つ、溪水南流して五箇瀬に入る。此地は一名宮原と稱す（馬見原の北五里）阿蘇國造の外族、即權宮司草部氏の在名所にして、阿蘇比咩の故里と傳ふ。（新編國志云、草部岩神山の館主甲斐親宣は郷士にて、永正年中、大宮司家に仕ふ、武功を以て益城郡御船城の主と爲る、其子親直入道は宗運と號し、相良將の名を揚ぐ。

菅尾（スゲノチ）　今菅尾村と云ふ、草部の西南にして、柏村と相接し、馬見原の北一里、細川家藩政の時知保（チホ）郷の諸村を總べて、菅尾手永を唱へたり。

馬見原（マミハラ）　今馬見原村と云ふ、宮地の南八里、熊本の東十五里の遠さに在り、山間の一驛とす、即益城郡濵町驛と、西臼杵郡三田井驛の中間に位置す。○此地海拔凡一千五百尺の高原にして、驛傍の小溪の水は東に流れ、延岡に至り日向洋に入る、西方の大野原（オホノハラ）の水は西に流れ、緑川と爲り宇土に至り、島原海灣に入る。

征西戰記云、五月の初め、官軍馬見原に入る、其十四日、賊は黎明濃霧に乘して、馬見原口第一防禦線、濱松より鏡山に侵襲し、我兵防戰、我兵第二線を守る、賊遂に馬見原町に入るを得ずして、鏡山に退けり、夫れ馬見原は肥日の境に接したる大驛にして、濵町を距る五里許、西三田井に通せり、鏡山は馬見原の東南二十餘丁の處に在り、行路險峻、其頂即肥日の境なり、午後我兵進で鏡山を奪ひ之を回復す、賊死屍三十餘を棄て走る、我兵の死傷亦多し。

三箇所（サンガショ）　馬見原の東にして、三田井と一嶺を隔つ、今三箇所村と云ふ、南に一嶺を隔てゝ日向椎葉谷に出づべし、山壑重疊して險惡比なし、此村今西臼杵郡に屬す。

鞍岡（クラヲカ）　今鞍岡村と云ふ、西臼杵郡に屬す、馬見原の南方三四里に渉る山谷を占む、即五箇瀬（ゴカセ）川の源此に在り。

此村は惟澄申状に見ゆる「阿蘇郡鞍岡合戰自筆状」云々の地なるべしと云ふ、又阿蘇大宮司、永正十年、阿蘇惟前に逐はれ、鞍岡に潜伏し、草部の甲斐氏に頼り兵を擧げ、惟前を敗ふこと諸書に見ゆ。○惟澄が鞍岡合戰の事は、博多探題攻撃以前、正慶亂離志曰、二年三月、大宮司在家燒拂、鞍岡山に引籠、其道間に、すすれこへ、はねきやう、ものあし、此等難所也、日向道より搦手の案内者、被申之間、日向國葉原一族内二人に仰らる、城内五百人計也、其外廻れ村を大宮司總行之間、其所に引退なば、不可被打之由、披露之、廿九日、大宮司并菊池鞍岡城を落畢、四月三日、規矩殿自肥後鞍岡山御返、云々。菊池傳記云、菊池次郎武房の三男に、武本と云ふ者あり、

兄隆盛早世し、其子時隆幼少なるを以て、武本及び弟八郎武經等家督を爭ひ、時隆と對決す、鎌倉の裁斷あり、武本非分に處せられて、牢浪して甲斐國に隱居す、後足利尊氏より肥後國還住の御敎書を賜はり、延文三年九月下國しけるに、菊池武重拒戰て入れ立てず、重村敗走て日向へ往き、土持榮綱に倚て高千穗の山中に蟄居すると數世、永正中、阿曾大宮司惟豐日向へ浚落しける時、甲斐大和守親宣父子の計に因て、再阿曾へ還住し、遂に君臣となり、此勲功を賞し益城郡御船城四百五十町を加恩し、阿曾の一家老とす。

飽託郡

飽託郡

明治二十九年、飽田託麻の二郡を廢し、其域を以て本郡を建てらる。肥後國の中心に居り、其城江山の勝を占め、田野最廣し、縣府此に在り、實に九州の鎭域と爲す。今熊本は市制を布き、市外の三町（高橋小島川尻）四十餘村は春日の役所之を統ぶ。按に、飽田託麻ともに奈良朝以前に聞えず、古の阿蘇國の屬域にや、又火國の屬域にや、詳ならず。國郡制置の後は州治を置かれ、沿襲して今日に至る、亦地形の宜を得ればなり也、而も其古時の情勢を推すに由なし、安閑紀なる火國春日部屯倉址、此郡内に所傳あり、僅に是一蹟を遺すのみ。

飽田郡

明治二十九年廢停せられ、其地域全く飽託郡に入る。此郡は西海灣に至り、北は玉名、山本、合志と山峰を以て相分ち、東は託麻郡、南は宇土郡に至る。其東南なる託麻宇土の境邊に白河緑河の二水横流し、河道時に遷移して、郡界の沿革ありしごとし、今之を詳にする能はず。飽田、名義は秋田歟。續後紀、承和十四年、肥後國飽田郡人、正七位上建部公弟益、男女五人賜姓長統朝臣と、郡名は之を初見とす、建部は今熊本の市内に、竹部あり、其遺址なるべし。和名抄、飽田安岐多と訓し十二郷に分つ、中古國府を本郡に移しゝより、國衙の地となる。天正慶長の交、加藤氏熊本城を興しければ、舊府全く廢して、郡外の村巷と爲る。○國志云、飽田郡、總高七万石、重役高五万千石、五町、池田、横手、錢塘の四手永に分つ。

立田郷 和名抄、飽田郡天田郷。○天田は立田の誤ならん、天立字畫謬り易し、立田は今上立田黒髪の二村と爲る、熊本市の東北郊にして、立田山あり。○立田山の東麓、白川の畔に上立田あり、今陣内弓削の二村と合同し、龍田村と改稱する者是也、（龍田）下立田は宇留毛村と合同し、黒髪村と改む。（宇留毛）○國志云、立田城跡は今宇留毛村の西、白川の上にあり、菊池系圖に則隆三代孫、民部大輔經賴の六男、井芹六郎經益と號す、立田の祖なり、正平三年、惟澄申狀に因れば、立田家も此時は七郎十郎の二人、菊氏方に屬せしと見えたり、其外立田家の事迹見る所なし。

立田山 龍田村の西北、黒髪村の北なる高岡なり、岡の北は合志の原野（今菊池郡）に連續し、西南熊本の城市を下瞰すべし、西麓は坪井川流る、今清水村と曰ふ。○國志云、立田山は熊本城の丑寅一里餘、松櫟雜木繁茂して、山の幅根數村にかゝる、能因法師の歌枕に、黒髪山は白川の邊に在りと云へり、今其地を知る人なし、（黒髪）按に此立田山には非ずや、往昔加藤家領國の時に、流行せし童謠とて「肥後の飽田の黒髪山は、また名とける立田山、さつさ」云々、土俗の口碑に殘れり、山の南の垂尾は平壤にして人數一二千を藏すべし、万樹翁蔚として一路あり、大津街道の咽喉、東は陣內林、西の谷は豆喰谷と云、要害の地なり。○人類學會誌云、想ふに古代の横穴には、平時の住居ならぬ非常の備もあらん、立田山に三十七口を有する、連續横穴あり、其中より銀環を堀出したりといへば、古代葬穴なりしは疑なからんも、其現今の姿となりしを、土人の口碑に加藤清正軍事用の爲め、故さらに連續したりといへるも、强ち無稽の妄説にあらざる可し。○征西戰記云、四月廿日、山縣參軍立田山に上り賊狀を觀る、大山少將の別働第五旅團、正に保田窪に戰ふ、參軍山を下り水前寺に至り、熊本鎭臺兵を前進せしめ、午飯を喫し復保田窪に赴かんとす、途中樺山中佐の傷きて熊本病院にゆくに會ふ、遂に再立田山に上る、時に日既に午後一時を過ぎたり、既にして健軍口左翼の兵齊進し、殆んど健軍の賊壘に逼る、保田窪前面は其右翼兵新たに二中隊を得て勇氣十倍し、一齊挺進して松原の壘に入る、是に於て保田窪前面の諸壘悉陷る、堀江中佐樺山中佐に代り督戰す、賊將貴島清の拔刀兵、一意直前來て我中央を突き、其勢風雨の驟に至るが如し、我軍爲めに亂れ、前に拔きし所の諸壘將其の奪ふ所と爲る、我軍終夜殊死して拒へり、(後に聞く貴島が兵は大津方面より新に率ゐ來れる精鋭にして、一擧に熊本を衝かんと期したるなりと)廿一日午前三時、別働第五旅團の兵遂に銃剣突貫を以て賊を却け、熊本鎭臺兵も終夜拔闘して隨に侵すれば、賊の火器遂に衰へたり、然れども未た左翼を別働第五旅團に連絡せざるを以て、依然相對して黎明に至り、賊の動靜を察するに、早く已に潰走せり。

泰勝寺 立田山の南尾に在り、舊國主細川氏の祖廟在り、又加藤氏の時、立田山の頂に豐國廟を營造したりと云ふも、細川氏に至り廢滅し、今僅に二三の斷礎を遺すのみ。○國志云、泰勝寺、寺俸二百斛、初め豐州小倉に於て、細川忠興公建立也、寛永九年、小倉泰勝院を八代城下に

移し、十四年、更に今田村に建立ありて、京都妙心寺大圓和尚を請じて住職せしめ、國豪玄旨若狭守、三郷宗立若僧明、共に[illegible]立田山中に在り、[illegible]山下の前村に、[illegible]の偉なり、正保三年既に存する
なり。

濟木郷

[illegible]（今[illegible]ならず、清水村、[illegible]村[illegible]、[illegible]田の西、坪井川の上流なる、[illegible]熊本市[illegible]北一里[illegible]山[illegible]

山室

今[illegible]村の大字[illegible]、村名[illegible]する地、國[illegible]、[illegible]なりければ[illegible]、[illegible]中、[illegible]せられ、[illegible]、[illegible]す。

（水補）

〔詫摩文書〕　　藤原直汚所

[illegible]子[illegible]、[illegible]山[illegible]

右[illegible]之子、[illegible]、[illegible]下久、[illegible]之處也、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]、[illegible]件

[illegible]六月[illegible]日　　[illegible]

鹿子木

今川上村と改む、熊本坪井川の上游にして、[illegible]、大字[illegible]子木[illegible]、[illegible]

「[illegible]」

[illegible]

[illegible]六月[illegible]、[illegible]、[illegible]下[illegible]、[illegible]下[illegible]口[illegible]、[illegible]小[illegible]、[illegible]子木東[illegible]、[illegible]村[illegible]

[illegible]

右[illegible]、[illegible]大[illegible]可[illegible]之時、行西[illegible]之、仍[illegible]、[illegible]、以件村代官職、令[illegible]任行西子[illegible]（[illegible]）之處、西[illegible]子[illegible]、[illegible]木[illegible]子木、[illegible]代[illegible]於[illegible]之事、能[illegible]

預裁判御下知之上、能[illegible]子[illegible]長秀、以文永八年十一月[illegible]御下文以來、至于宗[illegible]數代[illegible]行[illegible]之處、小[illegible]安[illegible]用[illegible]名[illegible]、[illegible]知行[illegible]村[illegible]之條、太[illegible]也、[illegible]、可[illegible]之御[illegible]之旨、[illegible]六、[illegible]件

[illegible]四年六月[illegible]日」

「西[illegible]、[illegible]子木[illegible]、[illegible]五郎[illegible]、[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]九村[illegible]（[illegible]下[illegible]）

（[illegible]）

元[illegible]三年[illegible]月[illegible]日　　[illegible]

[illegible]、[illegible]村[illegible]、[illegible]木[illegible]、[illegible]子[illegible]之[illegible]、[illegible]云ふ、[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]子大、[illegible]、[illegible]山本[illegible]、[illegible]也」[illegible]、[illegible]云、[illegible]、[illegible]子、[illegible]年、[illegible]、[illegible]して、下[illegible]、[illegible]子木、[illegible]、[illegible]に[illegible]子木に[illegible]、是れ[illegible]子木[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]、井手三[illegible]、入道して[illegible]、[illegible]に[illegible]り、[illegible]大[illegible]に[illegible]し、五[illegible]大十町[illegible]し、[illegible]、[illegible]に[illegible]す、[illegible]十[illegible]年[illegible]云[illegible]、[illegible]國に[illegible]本[illegible]り、[illegible]に[illegible]す、北[illegible]川に存り。

下田郷

[illegible]、飽田[illegible]下田[illegible]」（今五町村、寺[illegible]村、[illegible]川村などなるべし、熊本の北、井芹川の上[illegible]にして、坪井川の西に並ぶ、下田の名は今五町村大字[illegible]子村に存せりと云ふ。

五町

[illegible]子[illegible]にして、井芹川を一名五町川と[illegible]ふ、今[illegible]、[illegible]村を合同し五町村と[illegible]す、熊本市の北一里半、[illegible]は上[illegible]と呼ぶ。

硯川

今[illegible]川村と云ふ、五町の北に接し、[illegible]村と[illegible]で、北は[illegible]界に至る。（[illegible]云、[illegible]川は五町[illegible]上なり、[illegible]にして、[illegible]上を[illegible]る、[illegible]に[illegible]ず、[illegible]子[illegible]入道[illegible]心の[illegible]して、土人[illegible]に、

[illegible]千[illegible]る[illegible]川[illegible]に[illegible]るらん、

[illegible]は、[illegible]川[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]下に[illegible]、[illegible]也、土人はカナキヤクシと[illegible]、[illegible]呼ふ。

池田

今[illegible]田村と云ふ、[illegible]熊本市[illegible]、[illegible]す、[illegible]より[illegible]、[illegible]、[illegible]田[illegible]は熊本[illegible]、[illegible]、[illegible]也、[illegible]、[illegible]

[illegible]の[illegible]あり[illegible]。

常道寺

[illegible]、[illegible]、[illegible]に[illegible]、云、[illegible]にて、[illegible]、[illegible]山[illegible]中[illegible]、[illegible]人[illegible]、[illegible]

[illegible]、[illegible]

大[illegible]、[illegible]三二一、[illegible]、[illegible]、[illegible]、山[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]日本大[illegible]、[illegible]、[illegible]村大[illegible]、[illegible]の山上にあり、[illegible]死、九十一歳、[illegible]川[illegible]に仕へ、天正[illegible]にして、[illegible]にあらはる、更[illegible]正天[illegible]比[illegible]、久右[illegible]（[illegible]）[illegible]石[illegible]。

柿原城址

[illegible]云、天[illegible]の比、[illegible]子[illegible]心の[illegible]在[illegible]し、[illegible]下[illegible]に[illegible]、[illegible]士[illegible]大友家に[illegible]く[illegible]、天正九年三月、大友より田原[illegible]を[illegible]に[illegible]し、[illegible]士を

招げども敢て應せず、却て國士十四人當城を攻むき由を傳聞し、同年六月、網田城を出て薩府に逃歸る、此日辭世あり、

　武士のたわらあつかひ似合ねば恥かき原をにげてこそゆけ、

其頃は城越前守親賢、隈本より退隱し、同年十二月、當城にて病死信林寺に葬る、此城跡東の谷を城が下と云、其市店の迹を長町と云、又城の東南の岸に、昔石工佛像を彫刻せしが今尚存す。

井芹（キセリ）

今花園（ハナソノ）村と云ふ、花岡山の東麓にして、池田村の西に接す。井芹川は上游に於て[illegible]川、又は五町川と稱し、南流熊本城西を過ぎ、坪井川に合流す、長凡三里。○征西戰記云、城中の工兵隊は陣地及び道路を花岡山に造り、又井芹川の下流を塞ぎて水を湛へ、以て花岡山前面の守備を固くし、併せて淺瀬の田圃に[illegible]し、賊の侵入を防ぐに便せり、而て賊軍の陣地は[illegible]れて、花岡山下、井芹川坪井川の合流を堰す、段山及び野砲營前面の田圃、皆其浸す所と為り、森[illegible]一大湖の如し、而して坪井川の水は逆さに寺原の田圃に注ぎ、反て我守線を利せり。○國志云、八景の北に續き花園山あり、俗諺に菊池武重、元弘年中金峰權現を勧請せる頃、此山に築城し、草花を多く植ゑし故に、今に山中に牡丹芍藥等の遺種ありと云ふ、菊池系圖に、太宰少監隆國四代の孫、太郎經宗の末孫經征は、井芹六郎と稱すと見ゆ、井芹氏の祖なるべし、其族相續して後世に遺る、拾集昔語曰、井芹一黨七十餘人、天正年中に有之、一人も不同の者なく、阿蘇殿にも御重寶に被思召候處、各一味連判の書狀を以て、薩摩島津殿の摩下に可相成との由、露顯に及び、甲斐宗運は一日の内に、右七十餘人討取申さる。

（花園）

本妙寺（ホンメウジ）

今花園村に在り、池田東麓の西六町、法華宗の大伽藍にして、清正（セイシヤウ）公廟亦此に在り、慶長十六年、加藤肥後守卒す、丁丑の役、寺中は官人の據る所と為り兵燹に罹る、爾後再建の工營を力む。○國志云、井芹村中尾（ナカヲ）なる本妙寺は、寺領四百石、加藤肥後守清正の創營にして、日眞上人開基す、日眞初名日傳、天正十六年、熊府城下三の丸（或云法華坂）三寶院と云ふ天台の寺迹を法華の教刹とし、其後慶長五年、大坂の[illegible]本妙寺を遷し、近衛信尹公の勅額に依て、其頭の綸旨并に紫衣を賜はる、十六年六月清正公卒逝、寺廟を池[illegible]庄井芹村中尾山に建て、本妙寺（法華坂）を此所に移る、三世日遙は、世に高麗上人と云、朝鮮國[illegible]尚道河東の居、余天甲[illegible]の男也、小名余大男、壬辰の年八歳にて捕へられ、清正公に奉侍し、後に[illegible]為る、寺中に清正公由緒の寶器數多を藏せり、又寺記曰、清正公、往日[illegible]藏の地を今の所にトし、因て全身を收藏し廟殿を建、西り府城に對す、前額、淨池院三字、朝鮮國松雲禪師、左右の塔[illegible]死、左は大木土佐守（法名道了日源）右は金官（法名法閑日龍）石階二百二十五、其程二町餘、本堂四面十三間、後[illegible]二十八間[illegible]、入大方丈、此[illegible]安日乘大居士之形像、山門額、發星山三字、松[illegible]禪師筆。

（清正公廟）

　呈加藤[illegible]　　　　頼　山陽

提封富日[illegible]、形[illegible]虎[illegible]、[illegible]百雉、
[illegible]
[illegible]

　拝加[illegible]公廟　　　　落合　双右

一鐵槍、萬人敵、在精神、不在力、[illegible]封、
松[illegible]中、今古[illegible]在、下風[illegible]功、
鐵[illegible]七[illegible]、[illegible]飛、[illegible]通、
結[illegible]一時、提兵[illegible]發、[illegible]山血[illegible]烈、
明[illegible]力合[illegible]、大[illegible]裂、[illegible]凛、
[illegible]絕、鐵槍可[illegible]、鐵心[illegible]一環、鐵心一環
[illegible]本邦、義信所[illegible]、強敵接戰
[illegible]、多殺[illegible]、豐氏安斜國[illegible]長、獨有威名
殷天地、[illegible]王[illegible]、

熊本（クマモト）

今市制を布く、人口五萬、戸數一萬二千、九州の大都府なり。西北二面は丘陵を繞らし、東南は水流を帶び、田野平曠なり、其西方海を去る甚だ遠からず、運漕の便あり。城壘は其中央に位置し、壯固無比と號す、鐵道停車場は春日（カスガ）に在り。熊本は古書隈本に作る、舊國府の北郊にして、原野の名なりき、天正十六年、加藤清正本州一半を封賜せられ此に邑す、即國府の市若寺社等を移轉し、稍[illegible]する所あり、慶長中に及び、大に土木の功を築り、府城の面目を一新す。按に此地は飽田郡宮前、[illegible]、市田三郷の舊域を籠め、東南白川を渉り、詫麻郡本庄鄕（今新屋敷迎町本莊村本山村等）に及ぼせり、並細川氏二百年治平の化によりて、殷實を致せるなり。○自大津至熊本、相去六里、平[illegible]、道幅十五歩、直如矢、天下道路、其大如此罕見、民[illegible]道半[illegible]、行樹大杉、大抵四五人[illegible]以上、加藤清正[illegible]本、以人力不[illegible]、[illegible]其[illegible]、[illegible]瓦[illegible]、[illegible]日閑[illegible]、天下以[illegible]姫路[illegible]本、為三城、道其[illegible]也、清正初[illegible]、[illegible]有[illegible]、叫[illegible]氏、退以[illegible]城、[illegible]九州、足以備安[illegible]、其[illegible]計、[illegible]可書之、特[illegible]有[illegible]、謹[illegible]所[illegible]（有方録）

宮前鄕（ミヤサキ）

和名抄、飽田郡宮前鄕。○今熊本城及び西郊、島崎（シマサキ）村の地なるべし、東は坪井川を以て詫麻鄕に限り、西は金峰山に至れるごとし。肥後國志云「宮前鄕は今の宮內（ミヤウチ）を曰ふ、即藤崎宮の前方の義なるべし、託麻文書、文和二年藤崎莊とある此也」と、宮內は今の島崎村にして、藤崎宮舊址は城の西北隅の地なり、井芹川之を過ぐ。

藤崎（フヂサキ）

又宮內と曰ふ、八幡宮ありしを以て也、熊城西北郭

（段山）

の一宮なり、藤崎宮は承平中の勸請を傳ふるも、和名抄既に宮崎の郷名あれば、舊來神祠の在りし地ならん、藤崎の西部を段山と稱す、丁丑役の戰址とす、井芹川其下を流る。八幡宮は本城の鎭守にして、一州の大祀なりしが、明治十年の兵燹の後、轉去の議起り、翌年遂に之を城東井井（白河の西畔）に移す。○藤崎は、丁丑被圍の際、城兵の守備せし處にして、其前年神風黨の會せしも此とす、

（藤崎八幡宮）

當時城下の士族、太田黒伴雄、加屋霽堅等合二百餘人、之を號して神風黨と曰ふ、以爲らく我國維新以來、上下夷狄の風を學び、政令皆之に據す、神州の正氣正に泯びんとす、九年十月二十二日、黨與を藤崎八幡社に會す、大野加屋二人烏帽直垂を着し、餘黨皆甲冑を着け、向ふ所を部署し、夜半鎭臺を襲ふ、事急遽に出て官兵之を防ぐ能はず、中佐高島茂德以下死するもの六十四人、傷くもの二百餘人、中佐與倉知實辛うじて兵士を召集し、奮鬪して賊を退く、是時司令長官少將種田政明、縣令安岡良亮以下、各其私第に殺さる、翌日鎭臺兵大擧して賊を撃つ、賊率戰死す、餘黨其免つべからざるを見て散亡し、數日にして事平くを得たり。

國志云、藤崎八幡宮は、九州五社別宮の一にして、承平年中の創建とす、本社古文書

「左辨官下太宰府

　應早任度々宣旨御教書、糺國東下知狀、且守先例造營藤崎宮、不論神社佛寺權門勢家領、國中庄公不論、一所平均支配、管肥後國藤崎造營用途事、

右得彼國守藤原朝臣應時、今月一日解狀偁、當宮者大菩薩垂迹五所別宮第三、鎭護國家之靈社、當州第三之宗廟也、因茲自承平建立之昔、至保延年中造營、國衙進濟修、委見于社解等、（中畧）權中納言藤原朝臣爲家宣、奉　勅依請者、府宜承知、依　宣行之

　嘉禎四年六月十六日　　　大中小槻宿禰

肥後國藤崎宮造營事、宣旨（副具書）遣之、（中畧）依仰執達如件

　嘉禎四年七月八日　　　左京權大夫判

　　　　　　　　　　　　修理權大夫判」

又云、圓融帝の御宇、清原元輔太守にて在國の時、當宮に於て子の日の遊あり、家集に

　藤崎の軒の岩ほに生る松今幾千代か子の日過くさむ、

と載せたり、文明八年五月、菊池肥後守武朝、藤崎宮に詣て千句の連歌を興行し、其臣隈部上總介忠直も續錦記を作り詩を賦す、

　和光普照八幡宮、當初開拓利蒼生、猶見錦繡出地、

　傳聞鳴鏑響碧空、藤井松千猶若、共作依陽一點紅、

　共獻詩歌簾廡下、熊祠拜手欲相通、

その續錦記に述ぶる所は「恭以、八幡大菩薩者、仁王十四代帝、號譽田、又自號應神也、（中畧）當欽明天皇之御宇、於當國菱形池邊、其靈始出現、而示曰、吾是譽田八幡丸、其後於豐前國宇佐郡、振神威顯靈驗也、聖武天皇御宇、諸國巡禮之趣、同剃頭染衣之由、有託宣云々、夫當社者、朱雀院御宇、承平年中、有相馬小次郎平將門云者、逆臣依專其威、故祈于其征罰、而爲誅罰國家也、依其勅願、於九州建立五社神宇、而割當腹地寄附之、以致祭祀之禮、雖然天災有時、回祿遭數度也、修營自毀廢、祭奠又荒忘、金碧丹雘若相雜、鐵馬石燕空埋矣、府君若不下扶顚之手、更待何時哉、就中寶殿有寄餘、竊尋其楷與、宇佐彌勒寺僧朝清、當社參籠日久、欲掬閼迦水、去神宇乾數十步、灑兩三夜、捜開視之、有擧石之怪、欲碎之不碎、與視龜頭形也、正知鎭、靈土亦堀之、漸及欲掘出、又入地中數尺、（中畧）其夜御殿俄震動、空中有鳴鏑之聲、社僧神官驚恐、翌日至鏑所視之、白羽鏑矢立什鎭石、其筈向神殿、忽掘之掛重樓、想是沙塲罪流宮之寶器也、（中畧）明德年中、公武干戈之比、今川伊豫入道了俊、於當所築營對陣、此間鏑之靈驗、散佚之餘、僅留一鏑、以新鑄打銘、掛樓上、而舊鏑者祕藏之云」（下畧）と、この舊宮に獻ぜし寶鏑は、今寶藏に藏せられ、形は劍鏑など稱す古物也、今掛樓の鏑は、段山の下なる井川に流り上りたるものと傳ふ、又藤崎と題する蒔繪あり、是は鷹子木入道實心の作とぞ、實心は天文十一年、[illegible]筆の額を掲く、其銘文并に文書存す、其社領は永祿年中迄は八百餘町と云傳れども、其後兵亂に及び、清正公領知の時、朝鮮出陣祈願に依て、當社造營、の地二百石寄附あり、此内百石は神護寺、百石は社家社人中配當、細川家に至り、社領等前規の如くなり、今の宮内の末社は左に武内社、御前社、彌勒堂あり、右に荒人神社、天神社、稻荷堂あり、又神饌室、御輿屋、樓門、廻廊、中門、石の表[illegible]宮あり、本宮は三間九尺にて、荒人神孫楠社は末葉なり。○又云、藤崎の社僧を神護寺と云ふ、前國主加藤公朝鮮陣征伐の祈願により、七寺の中要法山王堂を改め、僧衆を之に附與し別當職たらしむ、社僧は本寺の外に彌勒寺、勝成寺等あり、寛永二年、始めて藤崎宮末代修理の料を募る爲め、富籤六度の興行を聽許せられ、奉行士卒の監督あり、札高三萬五千枚、一枚に付き六十銅、此中札賣料十銅、其殘錢合高二十五貫百匁、昇數二百五十一本云々。

肥後國志に、清原元輔が藤崎宮の歌を引き、不審を述べて云、按に此軒の岩ほてふ事、いとくうたがはし、軒はもしや誤字にて、岸の字かきしとあらはこともなし、今の社地にては軒の岩ほとはよみかたし、考ふるにそのかみ御社のさま、又茶臼山のさまもいかにありけん、御社のかたはらにさし覆ひたる岡山などありて、それにさし覆ひて其岩ほに松など生ひたてるさまの、いさめでたかりけん、元輔ぬしさる所にて子の日の遊びせられしなるべし、軒の岩ほとは軒端の山軒端の松などいふごとき

祠と見ゆ、然るに加藤清正城を築かれし時、かの軒の岩ほなどいふ所も地を平かにし、岩ほなどは石垣などのやうに用ひられしによりて、今は御社のさまも古へとはいたくかはりぬべし、故に軒の岩ほもいぶかしく思へど、此不審によりて、かへりていにしへの御社の、いかばかりおはしましけんこと、おもひ出らるゝ也、云々

熊本(クマモト)城

熊本市の中央にして、丘陵に倚る、坪井川其東畔を流る、白河の水は更に其東南を繞り街巷は其兩岸に渉る、城西は井芹川の隘谷を以て、花岡山一帶の山脉と相隔離す。此城郭は慶長中加藤清正の修築する所にして、堅固無比と稱せられたり、王政維新後、鎭臺を置かれ、十年丁丑の亂に薩人の攻圍する所と爲る、谷少將嬰守して遂に賊軍を却く、故を以て櫓樓焚毀、頗其舊様を失ふ所ありと雖、而も更に營舍の周邊を増加し來れり、今第六師團の司令幷に諸營に充つ。

熊本城歌　　僧　五岳

四面皆陣鎮如雲、城在雲中紛々分、滿目今日眞火國、市郷村落一時焚、城兵如魚在釜中、賊將心居泰山安、破裂丸飛烈熖迸、雲梯奚須學輸般、忽介爾雷發自地、火牛何必待田單、六十日間無虚日、攻守一日幾艱難、軍糧如山亦盡、猶有我兵力未殫、雖力未殫色愈榮、千竈絶煙兵氣銷、都督大兵知在近、吶喊無隔一山間、城兵遽地出撃賊、賊軍崩潰如怒瀾、嗚呼日本國中已無城、唯有此城遮賊氣、守城者誰谷干城、築城者是當年鬼將軍、

（千葉城）

國志云、昔隈本の地、菊池の一族出田(イデタ)秀信と云者、八十町を領して茲に在城す、其地を千葉(チバ)城と云ふ、今本城の東北隅に千葉城(チバジヤウ)てふ字のこる、大永享祿の比、鹿子木親員入道寂心、飽田郡山本郡の内五百六十町を領して在城す、此の時城廓狹小なる故、城を改め築く、今の古城(コジヤウ)なり、移城の年月分明ならず、其の後寂心故ありて、一族城越前守親冬に授け、寂心父子は更に上代村に築きて移る、親冬大友氏に屬し戰功あり、其孫十郎太郎久基が時、天正十五年、豐臣秀吉公征西あり、久基退城す、八月秀吉公當國を佐々內藏助成政に附せられ、やがてこの隈本を居城とす、此時より熊本の府と稱し、成政伏誅の後、加藤主計頭清正侯の領と爲る、慶長六年清正修理の時、一國の府たる故に卑に畏ると云文字を忌まれ、熊に改めべき旨觸れ示されしと云ふ、その頃の狂歌に、

熊本に石ひきまはす茶臼山嶽にかとうの城の主哉

とありしかば、清正侯喜色ありしとか。

（隈本）

○増補國志云、隈本城主出田秀信は、菊池家四代經宗の弟、經家を祖先とす、經家の子藏人經信、菊池郡出田(イデタ)村に居り、出田を家名とす、經信十四代の孫を筑後守秀信とす、藤崎宮古文書に據れば、秀信は惣政所山城守殿と稱し、文明年間の人とす、秀信の子刑部太輔重繼は永正連署文に見ゆ、鹿子木氏の事は寶德三年菊池持朝の侍名簿、幷に文明十三年重朝尚何連歌に、兵部少輔重員あり、永正元年政隆の侍名簿、幷に二年連署文に、民部員治式部房員と二人あり、而て系圖に重員の子九郎重能、其子參河守親員二人共に連署に見えず、抑鹿子木氏は一方の城主として、五百六十町をも領せし家にして、此連署に加へざるの謂れなし、因て思ふ九郎重治、改名して民部左衞門員治と稱し、寂心も亦た大友家より親の一字を與へらるべき謂なければ、恐らくは初めに式部房員と稱せしが、永正大永の比、大友家當國を兼管したる時、親員と改名せし者のみ、次に寂心子孫の事を按ずるに、初め房員(寂心)明應五年、楠原城より隈本城に移居、其子民部大輔親俊、父に先ちて病死す、(阿蘇古老日記)親俊の子二郎鑑員、惡行人故、(甲斐宗運と爭ひ)楠原城に居らしむ、寂心天文十四年、城内に逆修を建つ、(隈本城北方不開門內、杉山の中にあり)しが、今や古城趾端鹿子木氏館内にあり、圓形の大石にて上下折れ損し、中央を存す）同十五年迄はさだかに舊地を領す、同十六年に至り、鑑員惡行故に、楠原圓福寺に於て首を刎らる、(鑑員位牌銘と甲斐宗運の書翰に據る)其後鑑員の子鑑國に隈本城を讓り、寂心は楠原に屏居す、同十九年三河守鑑國、田島右京入道(小代文書に見ゆ、傳記に田島伊勢入道宗以)計議して菊池義武を擁立して亂を作す、終に敗績して義武肥前溫泉嶽に隱る、此擧に因りて寂心は其謀議に預からずと雖、大友家に勘氣せられ、(九州治亂記に據る)鑑國は家臣今福刑部が守る所の上代城に潛み、(一說には親俊とす)隈本城を城親冬に讓り、寂心は城氏に身を寄せ、楠原村の楠原城に屏居して死亡す、(鹿子木莊北迫村に寂心の墓あり、銘文消滅す)義武(實は大友義鑑の弟重治、菊池の遺跡を承く)天文十九年隈本城に移り、二十年大友家の軍に擊破せられし事、藤崎宮文書、小代文書、田尻文書等に徵すべし。○國志又云、天正十五年六月、秀吉公の成政に賜りし朱印に、

一五十二人之國人如先規領知可相渡事

一三年檢地有間敷事　　百姓等可撫育肝要之事

一一揆不起樣可遠慮事　　一上方普請三年令免許之事

と載せられしに、成政入部の後、國人菊池郡隈府の城主隈部但馬守親永、同子山鹿郡城村の城主式部大輔親安、成政が下知に順はず、成政隈府城を陷れ、城村を圍む、此節菊池香右衞門武宗(或は菊右衞門武昌とす)甲斐相模守親秀入道宗立等と相謀り、國中の諸士を催し、三萬五千餘人一揆して隈本の本城を攻圍む、成政遂に之を聞きて、山鹿の城に附城二箇所を構へ人數を入れ置き、自隈本へ馳歸るに、寺原を越え追戸坂の下より谷を下り、坪井川を渡り茶臼山(城の東偏にて、今の本丸を當時茶臼山と云へり)に打掛る、此時一揆茶臼山に支へ防ぎ戰ふ、成政刃を振ひ力戰、遂に城中に入り、敵四千八百九十餘人

を討捕るゝ義、[illegible]如くなれば、國衆始に及ぶ處に、[illegible]一揆に加はりたるもの、[illegible]を懷て反逆し、一揆退散す、然る處に秀吉公より早速上京すべき旨命せられ、十六年四月、隈本を發し攝州尼崎に着し、台命に依て切腹、其跡を加藤清正小西行長に半國づゝを賜ふ、清正隈本に在城す、慶長五年の亂、清正[illegible]ちて宇土を[illegible]れしかば、徳川家康公より肥後一國を[illegible]領せしめらる、六年茶臼山に新城を經し、十二年に至り府城構營全く成る、寛永九年、其嗣忠廣の時改易せられ、其跡を豐前中津城主細川越中守忠利（忠興入道三齋の子）に賜ふ。

細川氏入部の後、鄕村を連合して手永を建て、以て自治の基本と爲す、（手永は[illegible]組合といふ[illegible]し）治水[illegible]田の[illegible]法は多く加藤氏の舊に依り、水利開[illegible]する所[illegible]なり、寶曆中、藩主重賢勵精して治を圖り、賢名世に震ふ、銀臺公即此也、封内八代城は一方の鎭[illegible]と爲し、家老松井氏其城代を世襲したり、凡細川氏領有高五十四萬石、連綿今代の初めに至る、按するに加藤氏何封三十餘萬石、宇土領四郡を併せ五十二萬石と爲る、細川氏何封五十四萬石、（豐後鶴崎の地をも加算す）正保三年宇土の新墾三萬石を支封に與へ、（寛文六年又高瀨の新墾三萬五千石を新[illegible]封に與ふ、天草郡は初より細川氏の所知にあらず）細川氏總高は六十餘萬石に上ると云ふ。

明治十年丁丑、鹿兒島暴徒の亂、熊本城其重圍を受く。征西戰記云、賊の熊本城を攻るや、極めて猛烈、全力を潰さず、日夜屍を踏て肉薄すれども、城兵能く殊死[illegible]戰し數旬の久き、動[illegible]をして一郭をも陷ること能はざらしめしは、全く市鎭の固めに由ると雖、抑又將士奮勵の力其多きに居れり、城中兵糧煉炊の餘、大小彈痕蜂窩の如く、甚しき者は[illegible]の粉碎せしに似たり、景況慘憺、觀者をして爲に肝膽を寒うせしめき、初め二月十九日、鹿兒島縣令大山綱良、賊將の書を城中に送致し、要求を爲す、

拙者儀今般政府へ尋問の廉有之、明後十七日當地發程、陸軍少將桐野利秋、篠原國幹、及び兵隊の者隨行致候間、其臺下通行の節は、兵隊整列指揮を可被受、此段及御照會候也

明治十年二月十五日　　陸軍大將西鄕隆盛

熊本鎭臺司令長官

時に賊軍已に川尻邊に達し、或は城下に潛匿せる者あり、廿日我探偵川尻より還る、是に於て城中益守備を嚴にし、[illegible]塞を要衝に增築し遂に地雷を埋めたり、城外山崎鹽屋町京町等、十九日以來延燒して未已まず、二十一日、午前七時、賊一隊臺下に侵入し、坪井通町を過く、嶽の丸及び千葉城の守兵之を火擊す、此を是役の第一初戰と爲す、賊又地形を偵察するの狀あり、乃城外民家の家屋を焚き、以て射擊に便にし、又下馬橋を撤し、益守備を嚴にす、（是日熊本縣令以下の吏員亦入城す）城中の方面凡十一に分つ、下馬橋、[illegible]門、古城（フルシロ）、八代口、（一日亭）二之丸、（法華坂）藤崎神社、片山邸、漆畑、野砲營、埋門、（拔安坂）千葉城、[illegible]之丸等なり、砲凡廿六門、見兵凡四千、（當時縣廳は城中の[illegible]を以て之に充つ）廿二日、賊四面來攻す、午前六時、賊先つ安巳（ヤスミ）長六の二橋より來る、下馬橋の砲臺兵見て之を火擊す、飯田丸及び千葉城の砲兵、嶽の丸の步兵之に應ず、須臾にして賊兵鋒を東南に轉し、千葉城に向ふ、我兵又擊て之を卻く、又京町及び鑰山神社の境内に出沒し、埋門を射擊す、我兵又之を擊ち卻く、賊進て寺原に近す、我兵[illegible]擊すること二三回、賊遂に辟易して散亂す、七時、賊高田原に散布し、下馬橋に向て進む、飯田丸[illegible]臺より榴彈及び榴霰彈を連發し、下馬橋の守兵と共に防く、賊も亦火力を熾にし、漸く進んで花畑の地物に據り、射擊猛劇し、又其一隊山崎新町等、鹽餘の土堤に據り、縣廳藤崎神社を襲はんとす、然れども我銃砲[illegible]に十字火を發するを以て、進む能はずして退き、新町の高麗門に走る、藤崎神社の守兵野砲を以て[illegible]賊兵の集合する者を擊つ、[illegible]山中佐[illegible]丸に[illegible]つく、[illegible]にして片山邸に[illegible]る、[illegible]七時半、賊又[illegible]隊を以て安巳橋より千葉城に向ふ、城[illegible]之を[illegible]退ふ、九時半古城及び法華坂に[illegible]の來攻を見る、[illegible]の守兵其側方より[illegible]擊す、賊にして[illegible]三百[illegible]山を下り、高麗門より[illegible]門に[illegible]し、益[illegible]段山（ダンヤマ）に至る、其一部は[illegible]して段山に登り、山[illegible]之を[illegible]てども克たず、賊地物の利に因り、片山[illegible]を[illegible]するこ[illegible]烈なり、我兵死傷多し、城兵出て、高麗門の家屋に放火し、又段山の左方を[illegible]擊す、[illegible]色動かず、[illegible]山[illegible]方地[illegible]に由[illegible]門を[illegible]、[illegible]城中を[illegible]す、午[illegible]に至り[illegible]方に[illegible]、片[illegible]二方面[illegible]を[illegible]、賊[illegible]日、[illegible]に入りて止まず、[illegible]、片山邸に[illegible]る、三時に至り[illegible]新町より法華坂に[illegible]る、廿三日[illegible]、城西の[illegible]方[illegible]一[illegible]に[illegible]攻せらる、皆之を[illegible]くを得たり、千葉城[illegible]ふ所となる、凡日中二回、夜に入り一回、守兵[illegible]之を却く、二十四日、午前一時、[illegible]之丸及び[illegible]の守地に[illegible]、一は[illegible]馬橋口山崎原より、一は高田原より、[illegible]に城南の[illegible]を[illegible]ふ、皆入る能はず、[illegible]時段山の賊、[illegible]火、片山邸を攻む、同時に千葉城をも[illegible]ふ、[illegible]意を得ず、是より後大擧[illegible]攻することなく、兵[illegible]の[illegible]に出つ、三月十二日薄暮、段山の[illegible]少なるを[illegible]り之を[illegible]つ、[illegible]に兵を加へ力[illegible]す、夜に入るも決せず、[illegible]之を[illegible]し、其明け[illegible]益[illegible]なり、十三日午後に至り、[illegible]の一隊[illegible]に出て、井芹川を渡り、段山の背を衝く、賊遂に敗れ島崎村に走る、是の[illegible]城兵死する者六十、傷者一百五十、賊屍七十餘、蓋聞城中第一の大[illegible]とす。（谷少將[illegible]城守[illegible]

畧云、今般鹿兒島賊徒の暴擧、本鎭臺作戰の事、或は出て、薩界の險を要し、或は半途に迎戰するの方畧なきに非ざりき、然るに本城は去年の冬、不慮の災害を受けしより、兵卒の氣力未だ全く舊時に復せず、且夜士氣の自勵を見れ[illegible]と雖、賊徒素より強兵に名あり、且[illegible]發の初め、其鋒當り難き者あり、加之城下の士族は賊徒を同往にせんとする者少からず、咫尺城市すら形情此の如し、いかでか出城を得ん、賊脚下に生ずるの變なきに非ず、又殊死の兇賊を平原曠野に禦ぐ、其勝算固より指して測し、一旦迎へ戰て敗るゝときは、兵氣沮喪して大に賊勢を長するに足る、又本營の存亡、西國一般の人心に關す、要は之を失はざるに在り、故に先つ堅守の策を定め、橋梁を撤し柴柵を結び、要處に地雷を埋め、障礙の家屋を毀ち、以て屋堅に便にす、其準備稍成るに垂とし本營忽火を失し、積貯灰燼に歸し、全き所の者獨彈藥器械のみ、故に已むを得ず急に糧を民家に收め、堅守數旬を支ふるを得たり、賊の來るや、素より本城を[illegible]、或は云ふ一朝之を拔くべしと、廿二日廿三日、力を極めて攻擊す、我兵防禦、賊遂に退き長圍の策を決す、是に於て本營賊軍中に孤立し、外情を偵知するに由なし、互に壘塹を隔て相守ること數日、而も我兵數寡少、守る可くして攻むるに足らず、益守の方略を固くす、賊亦二分、官軍の熊本に入る者を拒く、賊其兵已に分ると雖、縣下士族等賊に黨する者多きを以て、我隊を伺ふの恐あり、且官軍の來る者其孰れの地方に在るを知らず、因りて官軍の情況を知らんと欲し、人を遣る數度に及ぶと雖、能く其功を遂る者なく、僅に二三の細作、稍形狀を得たり、官軍漸次進擊すと雖、賊田原其他の險に據り、拔き難しと聞く、而も城中糧食百方計收を爲すと雖、終に盡る期あらんとす、是に於て又策を決し、糧食の未だ盡きざるに逮び周圍の守線を短縮し、兵若干を以て四月八日を期し、植木口に向て圍を突んと、遂其前日川尻に煙氣の[illegible]盛なるを睹き、急に路を川尻の半道に取り、以て官軍に達するを得、十五日に至り賊解圍して去る云々。○一書云、丁丑二月、賊州歩兵七大隊、砲兵一大隊、(凡万六千人)熊本城を圍む、篠原國幹先つ城西の段山を[illegible]、廿二日、別府晉介、西鄕小兵衛京町口より進み、池上四郎、永山彌一郎等は本妙寺より進み、桐野利秋、邊見十郎太等は安己橋方面に在り、淵邊[illegible]南岸より進む、各方一時に圍攻、而も其功なかりければ、最後の一策を營めて、其城の周圍に當らしめ、大兵は皆高瀨山鹿の南道に向ふ、而も城兵の出擊に備へ、坪井井芹兩河の水を春日村石塘(セキタウ)に堰擁し、城内に灌ぎたりと云々。

蠶養(コカヒ)鄕 (飼子)

和名抄、飽田郡[illegible]、今[illegible]東北部、京町、坪井、竹部、千反畑等の地に當るべし、子飼(コカヒ)の字は竹部の東に存す。

國志云、子飼の渡は、熊本立田口より、託麻郡へ渡す所の河舟なり、延喜式に載する肥後國驛馬の[illegible]名あり、里俗の說に、託麻郡江村に、往古官有の兵器ありし、[illegible]、今に[illegible]名ありと云傳ふ。

竹部(タケベ) (部建)

熊本市東北部の字なり、建部(タケベ)に作る、(國志云、寛永年中築城の時、[illegible]、飽田郡井芹村、子飼村を竹部村に移徙せらる、[illegible]記に曰く、[illegible]十四年、飽田郡人、正七位上建部公[illegible]、男[illegible]等五人、賜建部長[illegible]朝臣、貫附左京三條、即此地の人ならん、又三代實錄に曰く、貞觀三年、飽田郡大領、外從七位上建部公貞雄、從五位下を賜ふ。

久本寺、竹部に在り、日蓮宗八品勝劣派の道場にして、寛永九年、細川氏に隨從し、豐前小倉より移る、當時寺領百石を給與せられ、立田口に構營せる者とす。○見性寺、竹部に在り、臨濟宗にして、細川家の宰臣米田氏の創建とす。國志云、見性寺は米田助右衞門是政追善の爲建立にして、[illegible]是季健立、米田氏の菩提所也、祖先三代の墳墓あり、孤山遺稿に曰く、我藩世爲上卿者三家、曰松井氏、曰米田氏、曰有吉氏、是三宗者、其先皆有大功勞於公室、故[illegible]以爲世祿、傳之子孫、世々無絶、米田氏先[illegible]之際、其三世、其初世曰宗堅君、次曰是政君、次曰監物[illegible]君、以下世々葬于城北竹部里、宗堅君葬丹波、是政[illegible]君戰沒於濃岐阜、世遠境隔、先塋所在、今不可考、[illegible]、乃[illegible]其骸一杯土[illegible]、大夫君拜而迎之、[illegible]以小棺、葬之先塋、[illegible]以石、紀其功烈。(竹部子飼の渡の邊は、天正九年冬十一月、島津勢を龍造寺方の[illegible]せる故跡にして、此後に肥前人敗れ、遂に白川を以て、二家の封疆を限ることゝなれりとぞ。

坪井(ツボヰ)

竹部の西に接せる市店にして、坪井河あり貫流し、熊本城の一阻を成す。○坪井の名は、壺形の井に起る、此井今[illegible]寺境内に存ず、此地は慶長四年初て市店を開かれ、[illegible]を建てられ、([illegible]は眞宗の一名刹也)舊坪井の村民は、竹部の北に移住すと云ふ(國志)

征西戰記云、二月廿七日、城中議して曰ふ、坪井市集の賊[illegible]色なし、宜く之を[illegible]べし、[illegible]守し、又倉庫に伏し我軍を狙擊す、故に突入する能はず、大[illegible]大尉九に中る、正西の兵[illegible]次逐擊し[illegible]壁を距る五十歩の處に至る、時に飯田丸の守兵山砲一門を[illegible]賊に[illegible]し、坪井横町の賊軍を[illegible]、千葉城及揚門の守兵も亦山野砲を發し、我軍の進路を開く、接戰晷を移す、然れども終に拔く能はず、日暮れなんとするに於て還る、賊も亦嘗て尾せず。

錦山(ニシキヤマ)神社

坪井の西、京町口に在り、熊本城の北なり、此祠は明治四年創建、加藤清正を祭る。安井息軒撰文の碑あり「天地之間、至大至剛、物能莫之屈、經千載而愈

塵有、夫唯川正之氣也」云々の銘辭を勒す。

坪井川(ツボヰ)　川上村に發源し南流、立田山の西に瀬田渠の剩水を容納し、熊本市に入る、此溪水今城東より西南に曲折し、白河と并行して、百貫石港に入る、往時は城東に於て、白河に合流したるを、加藤清正今の如くに改修したる也。(國志云、本妙寺の加藤淨池公廟碑の文中に「挿下清川負入白川、白川亦狹濫溢、下流衍溢、是致害稼、公廟失崩運之使、塞其所入、決之于西南、會井芹川、西至高橋、入于海、故都下諸田受其利」云々、此銘に依て考ふれば、里俗の說の如く、坪井川は千葉城より田端を流れ、終に白川に合せしを、其所を塞いて、古城の下西南に向て決せること明白なり)

熊本縣廳(クマモト)　城東千反畑町に在り、白河の西畔なり、今肥後一州(人口百十三萬)一市十二郡を管治す。

藤崎八幡宮は明治十一年、千反畑の北井川淵に移す、舊城内に在りし也、此祠は九州八幡五所別宮の一にして、肥後の大社たり、宮前總藤崎參看すべし。

(千反畑)

往生院(ワウジヤウ)　西古町に在り、(近年之を京町口へ移す)筑後善導寺に屬し、淨土宗の名刹なり、此道場初め大江村白川の邊に在り、辯長上人の遺跡をつたふ、即ち大師行狀繪詞に、聖光坊辯長(又號鎭西)安貞二年の冬、肥後國往生院にして、四十八夜の別時念佛を修せられし時、後昆の異儀をば誡めん爲に、一々の書を製す、是を末代念佛授手印と號つく、聖光相傳の義具に彼書に載たり云々、當院後年堂舍破壞退轉に及びけるを、清正侯領國の時、古町に引移し、忠廣侯治國の時、蒲生秀行亡妻菩提の爲め、寺領百石寄付せらる、秀行夫人の墓は院内に在り、正清院と謚す、德川家康公八女にて、蒲生飛彈守秀行に嫁しが、其女子を秀忠公より忠廣侯に嫁せしめらる、慶長中秀行故ありて當府へ下向し、堤口に新亭を構へ居らる、其時逝去せられしと云ふ(國志)○不動院松林寺、西古町に在り、天台宗、八代悟眞院晴誉大師建立と云ふ、初め國府の宮寺村に在りしを、熊本築城の時此に移さる、寺中に古石塔婆二基あり。(國志)

順正寺(ジユンシヤウ)　東古町に在り、眞宗本願寺に屬し、僧府の大御堂なり、大永九年、信盛僧開基とぞ、延壽寺、同所に在り、東派本願寺に屬す、大永二年、信空玉名郡板井村に建立せしを、慶長六年此に移置せらる。○西光寺、細工町に在り、眞宗西派に屬す、文祿役朝鮮より獲來れりと云ふ鐘を所藏す、又西光寺に接して淨土宗阿彌陀寺あり。

市田鄉(イチタ)　和名抄、飽田郡市田鄉。○今熊本市の南部、横手(ヨコテ)、春日、古町(フルマチ)、白坪(シラツボ)の諸村なるべし、中古は國府址にして、熊本築城の時、其市民寺院等、多く城下に移り、一時郊野となりしが、近年又兵營を開き、熊本に連續して、小禁寺の境を開く、熊本の停車場は其春日に在り。

國志云、熊府の南口に、市田橋あり、即市田鄉の遺跡なり、此橋坪井と藏川(井芹川)會合の下流にて、市賦にも作る、國府の存在の時は、此邊に市田口と云ひ、關を置きし跡なりと云ふ、小代文書に、建武三年、大將軍肥後の國府に御座の間、市田口關所警固の事を蒙す、又今川了俊が阿蘇大宮司への狀にも、國府を落たり、市田口は今の市田橋邊と云ふ、府の北にありしと知るべし。

花岡山(ハナヲカ)　北岡山とも云ふ、熊本城の西南にして、石塘(セキタウ)(坪井井芹の合流處)の西に聳ゆ、金峯山の東尾なり、城市を俯視すべし、平地を拔くこと五十六間、周廻四十九町、東麓を横手春日の二村と稱す。○北岡(キタヲカ)神社は、横手村に屬し、舊號祇園宮、初め山上に在りしを、近代其脚に移置せらる。國志云、北岡祇園祠は、中世國司勸請の一名神ならん、社說、承平中藤原保昌肥後國司として下向、其比凶徒叛亂境內流行す、茲に因て山城國祇園社を府の坤の方湯の原に勸請し、府中鎭護の神と崇行せり云々、享祿以前の古文書なし、社記其所據を知らず、達神大國神、北岡の祠内に在り、是は古府中無漏(ムロ)小路の西なるを移したる也、阿蘇を遙拜する所とす、國司大明神亦同域に在り、國造大明神之と並ぶ、俱に古府中國造小路の西、在廳屋敷の北に在りしを、近代此に移す、又[illegible]大明神同域とす。

(北岡)

妙開寺(メウゲ)　又妙解寺に作る、北岡の東に在り、此邊を高麗門と字す、坪井川祓川此地に合す、臨流庵は其勝景に因める小佛宇なり、妙開寺に屬す、此寺細川光尚の創建にして、其利君以下歷代の廟所とす、寬永十八年、僧啓宙開基(寺は臨濟の名刹、宗彭澤庵の弟子とす)當國は世利の護鎭に據る、當政の時、寺祿三百石、別給米五百七十五石を附せられたり。○妙永寺、高麗門に在り、慶長七年、加藤氏創建、初め常光寺と曰ふ、清正公の母堂追弔の爲めなりしとぞ、細川氏に至り、猶米百二十石を給し、寬永六年妙永と改稱せしめられたり。

春日(カスガ)　花岡山の東麓にして、坪井川に瀕する市巷なり、今飽託郡治所にして、又熊本市の大車驛たり、久々米五十哩、八代二十二哩。(國志云、春日の名は歸守の春日明神に因る歟、延久五年、菊池則隆建立すと云ふ、此地に長谷(ハセ)寺あり、天台宗を奉じ、檜垣女の居の舊趾とす、檜垣家集に、

字佐のくにとしが若くて大宰府兼官にて、肥後國に來るに、其をり長谷といふ所に尋來て、是や名高き檜垣とは聞ゆとよびしに、答へはて、はゆしげになれる見て、心おさりしけんを、くにとしが云ふ

君ならぬ人の世の末いかにせん心はせてこそすみかなりけれ

などかく、老にけんとおしみしに、

(長谷)

心はせ住かさならば君はさは爰より外に行所あらじ

上の山を里俗長谷山と云ふ。事蹟通考編年考證云、安閑天皇二年、置火國春日部屯倉(書紀)按に屯田を佃らしむる民を田部と云、屯田は即是公田なり、是を司る者を屯田司と云、屯倉は其入を納るの所「釋記曰、屯倉天子之米廩一屯倉の在る所後世或は郡となり、或は郷となる、春日部の屯倉地は古府中の春日村に當るにや、詳ならず。

國府址(コフ)

(宮寺)

又古府中(コフチウ)と呼び、或は宮寺(ミヤテラ)村と曰ふ、今の古町、春日、白坪の三村に渉る、即飽田郡市田郷是也。肥後府の事、和名抄には「益城郡、行程上三日、下一日」と記し、拾芥抄には託麻郡とす、然れども益城には府址に擬すべき地絶えてなく、託麻は飽田と相接し、國分寺址を遺存するも、國衙の信否を知らず、一説初めは託麻に在り、後飽田に徙せりと。(按に國衙の遺址、飽田郡市田郷に散在し、其廢墟の後世民居と爲れるを、

(二本木)

古町村とす、近時其二本木(ニホンギ)に娼樓妓館等の起り、花柳の巷とはなれり、其山水の形勢を占め、繁華不易の郷と謂ふべし。

國志云、國府址は舊府の南部に在り、城南石塘を出てゝ之に至るべし、大略南は蓮臺寺、東は白河、西は高橋街道を限り、古の國府にて、四神相應の地と謂ふ、府中の在廳屋敷より南、蓮臺寺より北に澤池あり、是れを朱雀に表へ、後玄武は北岡也、左青龍は白河、右白虎は高橋へ通ふ大道を云、今の二本木(石塘の南の外れ白河の西岸上にあり)は古府中護國寺の東門にありし木なりと、(護國寺は此所なりしと、且過溯の岸上に在り)慶長年中、近衞三藐院信尹公薩州下向の時、護國寺に止宿あり慶長五六年の間に、護國寺、安樂寺、本覺寺、不動院等を熊本城下に引移さる、近世此舊址を稱して宮寺村と名く、在國屋敷(在國造小路與室小路間、里民又謂角井御所)護國小路、國造小路、車屋敷(在府中市町東)等の名殘れり。○又云、阿蘇文書に、元弘三年十一月、肥後國衙と肥後守護所とを別々に當たる雜訴決斷所牒あり、守護は菊池敗、桃源問答曰、弘安の比に秋田城次郎盛宗、肥後國の守護職となりて下りし故、其折は當國の大名皆盛宗が手に屬して、軍をも致したるにて候、其後守護はいく程もなく他國に轉任せられしと見えて、正應の初には隆睿入道寂覺、肥後國の守護職なりしこと、阿蘇文書に見え申候、菊池武重の初て受領せられしは、いつ比のことゝもたしかならず候へとも、大かた元弘の功勞に依て、建武の初など肥後守に任せられ、其折一同に守護職にも補せられたるにても有べくや、建武以後は肥後國の國司も守護も、菊池一家にのみ兼任せられたりと見え申候云々。○又云、二本木の邊より西高橋へ通ずる巷を、室小路と唱ふ、是れ往時府中在住の葉室氏の居宅なり、葉室親善申狀に、

葉室當家之系譜、清原眞人四位少將正通、至親善五十九代、奉仕朝家、專抽忠節、就中承久年中、屬相模修理大夫義時、及菊池隆定、不致與東夷、隨分致戰切、因茲爲平義時被沒收本領畢、文永弘安中、蒙古逆賊兩度襲來日本之時、高祖武運、勵戰於戰場、後以爲帝御字、元弘三年、善安與菊池寂阿令同心、奉討探題、同年三月十三日、發向博多、爲平英時、寂阿父子善安一族百三十騎、盡以死、建武二年、尊氏直義叛逆之時、武重吉宗令上洛、抽忠戰云々、代々三百餘歲之忠義、其後尊氏下向九州之時、在國一族等與、菊池武敏、討少貳ゝ惠、且於多々良濱勵戰功、應安中年中、今川貞世仲秋等、寄來肥州之時、數令防戰、殊於水島龍令追落貞世仲秋等、然後武朝親善奉屬將軍宮、令在陣肥前國、今川貞世又相率松浦以下、打出博多之際、肥後守護代武國、武元親善追守戰、令追落訖、其後貞世仲秋大内大友、率豐後豐前之勢、令發向之間、於彼打陣、一族令討死、天授四年、今川一族、少貳大友、大内兄弟、以數千騎、寄來肥後之間、於詫磨原遂合戰、得勝利、弘和二年、奉將軍宮、進發豐後之間、武朝親善等之一族、忽企反逆、構守山城、此故武朝親善、不廻時日馳向、悉令追落訖、然已何故被捨代々三百餘歲之忠義、忽被爲沒收、賞命之領知事、歎息有餘、空沈紅涙、越述盡忠之事實、所帯本領安堵、仍如件

弘和四年七月日　　葉室左近將監清原親善判

今度逆徒英時一族、無所殘討捕、則爲寶撿首三百五十註進候、可然者、武重并貴殿於有免許者、相率松浦等、至肥後可走御下知候、委細之條者、眞藤豐後守に申含候、以此趣官預御披露候、恐惶謹言

五月廿八日　　少貳妙惠判
大友具簡判

葉室左近將監殿(古証集覽)

葉室家の領知地に居城さも古書に見る處なし、唯阿蘇郡小國郷上田村に、西原城跡あり、葉室氏代々在城、年代等不分明云々と傳ふるのみ、然れば當府に在て、小國郷の内を領せられしなるべし、何の世に亡びたるか亦詳ならず。

蓮臺寺(レンダイ)

古町の南にして、白川の畔に在り、寺名を村名に呼びしを、近年白坪(白川と坪井川の間なれば也と云)と改む。○國志云、蓮臺寺は九品山極樂院と號す、里俗檜垣寺と呼ぶ、往時繁榮の道場なりしと云ふも、開基分明ならず、名高き檜垣嫗の石塔ありければ、細川綱利君其頹破を中興せしめ、田五十石を寄附せらる、檜垣の謠曲には、白拍子にて舞の譽れ世に勝れたる女にて、初め筑前の太宰府の邊に檜垣しつらひて住居し、後には衰へて肥後の白河邊に住けりとあり、此謠は肥後畧志に隈部忠直が作、又は鷹子木宣心作とも述ぶ、檜垣を白拍子と云ふは非なるべし、白拍子の起りは鳥羽帝の御宇、島の千歳

歸始たる事、源平盛衰記平家物語等に明白なるを思ふべし、抑此檜垣の石塔、隈本築城の頃にや、城内へ移されし事あり、□□□□□之を見て祥事にあらずと称し、城主□利公の侍臣に□□せらる、□く彼のかきの女の塔を、肥後守□□□に□□□御入候、此女は三代集の中にも入、□□□に候、□候得ば□い古跡にて候、其はかの石□を取□□も有□□を□に候様、□年中にこれを取□、□□□に□し、おかしに不吉様に被立□可然かと存候」云々。

白川（シラ）

阿蘇山に發し、西流、隈本の南東を過ぎ、海（島原海）に入る、長凡十五里、此河源は二所に出づ、一を黒川と曰ふ、一を南郷川、即白川とす、此二溪立野に至りて相合して、□□田村に至り合志川を分つ、其隈本に□□、往時は千反畑より藤田原□□□流出し、千葉城より□□する坪井川を容れたりと云ふ、加藤氏築城の際、二流を各別に分ち、白川の河道を東方へ推移したりとぞ。

白川は檜垣女の歌詠に入りしより、肥後の名所と為り、近□□□□□□さへ、白川を□□しけることあり、此頓□□□□に住しけるて、□□□にも白川の名を傳ふ、大和物語の趣によれば、肥後の白川にはあらず、然るに當國に其故跡多きは疑はし。○後撰集云、昔筑紫の白川と云所に住侍りけるに、大貳藤原興範朝臣のまかりわたるついでに、水たべんとてうちよりて、請ひ侍りければ、□□持て出てよみ侍りける、檜垣の嫗

年ふれはわか黒髪もしら川のみつはくむまで老にけるかな、

かし□に名高く□好む女になんありける。○檜垣家集云、老に究りて住所もなくなりて、手つから水くむさはになりて、桶をひきさけて出るにしも、國の守□拝に出らるゝ道にさしあひたれば、目さとなる者見つけて、かくなど見とかむれ□、守何□と□ひたまへば、名高き檜垣なりと人のいへば、前に呼出るにはつかしけれど、かくれ所もなくて、桶を岸に置て居たれば、いかでかく成しぞとあれば、おもひわびて、

老はてゝかしらの髪はしら川のみつはくむまでなりにけるかな。

大和物語云、筑紫にありける檜垣のごと云けるはいと□あり、をかしくて世を經ける者になん有ける、年月かくて有わたりけるを、純友が騒にあひて家もやけほろび、物の具も皆とられ果て、最いみじう成にけり、かゝりともしらで、野大貳討手の使に下りたまひて、それが家の有しわたりを尋て、檜垣の子と云けん人に、いかでかはん、何方にか住らんと宣へば、此わたりになん住侍りしと、供なる人も云けり、哀れかゝる騒にいかになりにけん、尋てしかなど、のたまひけるほどに、かしら白きをうなの水汲るなん、前よりあやしきやうなる家に入ける、或人ありて、是なん檜垣の子と云けり、哀れがりたまひて、よばすれど恥てこず、かくなん云りける、

うば玉のわか黒髪は白川の水は汲まで成りにけるかな

と讀たりければ、きたりけるあこめ一重ね、擲てなんやりける。

金峰山（キンブ）

隈本の西一里、山阪北方熊野（クマノ）嶽、耶曾岳に連り、島原海を背にして相族擁す、是等の數峯は、中世修驗道の行者が、和州吉野より、紀州熊野に至る、道拜の靈地に擬せる者也、故に金峰をば一之嶽、熊野をば二之嶽、耶曾をば三之嶽と呼ぶ、今茲此山中の諸村を合同して芳野と改號す。

國志云、金峰は郡中の鎭山也、相傳ふ上古一朝地震して此山涌出す、故に朝田と稱す、後に飽田山と云、（中尾謡には、西は名にこふ飽田山、筑紫の富士と御覽せよとあり）菊地肥後守武重、和州金峰山に象とり、神社を建つ、□□□□□、□□□□の西一里、山あり頂に□□て□ること□□□□□□□□、中に□あり、□□□□□□を云ふ□□□□□、□□□にて□□□□□、□□□山□□□□、□□□□□□、□□□山□□□□□べし□、□□□□□□□□□□□、□□□□□□、阿蘇温泉の□火山□□に、火山□□□□□□、□學者未だ知らざる所なりしに、近時に至りて火山なることと分明になり、明治廿二年□□の大地震の□因□、□□此に□□□□□□□、□山の□□□□、海□二千二百尺に達し、外輪あり□□□□□□□□、□□一里乃至□□、□□一里□□□、□□□□□□□□□、今は各自□立□□□□、□□□、□□山、小□平等の名あり、外輪山中諸水相聚り、岩戸の西に會す、所謂山口□是なり、□此山□□□□□□□□□、文政九年鳴動する六十餘日に渉れり□□、又□□□□□□□□に曰く、金□山は上古一朝地震して此山涌を出つ、□□□西に□する熊野岳（□稱は九□□、□□、□□□、□□川、山□□□□□すると以て、往□□□□□□□□□□□□□、去廿二年の地震は七月廿八日、金峰山下に於て最□□を□し、熊本市及び高橋、小島、川尻の三所を損害す、小島高橋の二町は近時まで海水の湛へし低地にして、粘土砂礫の□□を混□□にて構成せる地□なりければ、殊に震動劇烈なりき。

嶽（タケ）　（芳野）

今芳野（ヨシノ）村と改む、金峰の北にして、二三□嶽の南なる山間に在り、溪水は西流、□□に至り海に入る、長二里○國志云、嶽の地方には、天文の比、山上三名字と稱し、土豪三家あり、牛島、内田、田尻と曰ふ、天文十九年、菊池氏已に衰へ、□□隈本へ亂入し、義武は大友宗麟と取合にて敗れ、百余□かりにて□村に遁れ、田尻□□守に御座ありし、大友勢二萬餘の軍兵を率ひ、大将は金峰山の南嶺野に陣をすゑられ、軍勢は□村に押寄せ三名

字栄と合戰、其後義武父子は牛島俊政の一子□五郎案内仕、嶽村より便路に就て河内にいたり、島原へ渡り、後八代に來て相良家を賴み、球磨に匿れけり。

雲巖寺(ウンガンジ) 嶽の岩戸山に在り、鼓が瀧は岩戸の北澗にして、之を拾遺集に「清原元輔肥後守に侍るとき、彼國の鼓が瀧と云處を見にまかりたりけるに、異やうなる法師のよみ侍りけるとなむ、

音に聞つゝみが瀧をうちみればたゞ山川のなるにぞ有ける」

此歌を、檜垣家集にも載せて、唯鼓がたきを見てと題せり、雲巖寺は靈洞家なり、岩洞(卽靈巖洞なり、洞中に百人を入る可し)に安置せる本尊は、石體四面の觀世音也と云へり、此岩洞の左の巖壁に、□子木三河守親貞入道寶心が彫置る、一偈の石碑あり、□に曰

預修、明々心地全、蕩々双千々、寄□世間見、惟實在自然、大永八年九月三日、雲巖寺前住持興月舟寶心居士、

立出したびの衣の日もくれはかへりそゆかんもとのありかに

又洞中に、寛永中の澤村大學助好重が逆修の碑も見ゆ。(國志云、凡岩戸(イハト)山の奇勝は、不動岩、天狗岩、□□淨土、鯖返り、山下菴、檜垣が紅、鼓が瀧、天お庄の淵、三本松、新岩戸など云へる景所程近し、斯く由緒奇しい靈利なれども、星霜年久く廢亡斷絶せり、近年府の流長院の前住志翁、一宇を建て中興開基す、天明甲辰歲、洞中の一穴より女人像一體、石筒一枚を得たることあり、石筒に銘文ありて檜垣女の壽像なること明白す、石筒は卽像を容るゝ龕なりと知るべし、此事を務記に「來書、檜垣女摺物入貫覧候、右は熊本城西三里許の山中、岩戸とて洞御坐候、其側に山下菴と申も有之候、檜垣老女、白川よりアカを運びたる古□にて、檜垣の□にも見へ申候、

(岩戸山)

此度此に五百羅漢を安置可仕存立而、追々する申候處、洞額にもする申候得ども、下より十餘丈も高く候に付、山上よりフゴを卸し、石工を下し候處、洞額に穴ありて、石龕を得申候、内に石像御坐候」云々、今按、檜垣女、當國飽田郡白川と云處の邊の産にて、遊女なる故、筑前に誘れ來り、宰府に近き白川と云處に住ぬれども、老極り故里に歸り、終をとれるなるべし。

小垣郷(ヲカキ) 和名抄、飽田郡小垣郷。(今詳ならず、火垣にあらずや、□蓮華寺、白川、靈岩寺、長谷等に其遺蹤をとゞめし檜垣女は、此地名を負へるに非ずや、卽嶽村などの舊名にや。

川内郷(カウチ) 村の西にして、山海間に介在し、河内白濱船津の三に分れる、北は玉名郡小天浦に、南は百貫石港に通ずる岸徑あり。

和名抄、飽田郡川内郷。(今河内村存す、嶽

河内(カワチ) 熊本の西三里、海上直に島原温泉山を望む、(直徑十三海里)丁丑の亂に、官軍々艦小天河内小島の沿岸を警戒し、又島原の小舟數十隻を艤し、河内小島の岸邊を渡ふの狀を爲し、以て別路八代上陸の諸隊に聲援せしめし事あり。

長崎(ナガサキ) 船津(フナツ)の舊名なるべし、今も辨天堂所在の岬角を長崎と呼ぶ、按に延喜式肥後國驛名に長崎あり、又肥前高來郡には肥後へ通せる諸驛亦□しなれば、此長崎は其肥の接續點にあたる、卽肥後國府と、肥前高來郡野鳥(ノトリ)驛の中間とす。(國志云、船津村は海岸比屋、市店のごとし、岬に辨天堂あり、岬上に石棺の跡二所、何人といふことを知らず、海上島嶼の風景絶勝の地なり。(長崎の傍に温泉あり、熱九十度)

(船津)

池邊(イケノヘ) 今池上村(イケノウヘ)と云ふ、金峰の南にして、花岡山の西なり、坪井川村中を貫流す、慶長年中、味生池を埋却して此渠を通し、高橋の津頭を開きたりと。

高橋(タカハシ) 小市巷を成す、池上村の南に接して、細川氏の時海上航漕の門戸と爲し、町奉行を置かれし地なり、故に今も高橋町と呼ぶ、熊本市春日の西牛里、百貫石の東一里。

池邊寺(イケノヘ) 高橋の東北なる岡邊に在り、寺南に獨鈷(ドッコ)山孤立す、寺西に昔時功徳(クドクチ)池、又味生池と呼べる巨浸ありしぞ。(國志云、池邊寺の前に往古池ありて、之を味生(アヂフ)池と稱せり、續日本紀に曰く、「和銅年中、正五位下道君首名、爲筑後守、兼治肥後國、勸人生業、(中畧)興築陂池、以廣灌漑、肥後味生池、及筑後往々陂池是也、由之人蒙其利、于今温給、皆首名之力焉、故言吏事者、咸以爲稱首、養老元年卒、百姓祠之」とあり、本妙寺淨池公廟碑の銘曰、「□□□之上南、垣味生之池、以爲佃田、此功德」と見えたり、元亨釋書に、□□□□の兄池邊寺珍□阿闍梨池邊寺は台家なり、□□□□寺□□も當寺より出たる人に從て、四歳より修學す、同國味木縣の吏源□、養て子とす、云々。(味木は益城郡の地なり)○又云、池上村(イケノウヘ)に昔金子と呼ぶ少女あり、百□□の邊に金銅の觀音像を拾ひ其利益により金子は國司□家の室と爲る、金子因て一字を池邊寺の北に建て彼像を安置せり、今其□を奥院觀音山と呼び、百塚の上には一石碑を遺す、石面四方鐫刻する所あれど、剝鎖大半なり、其稍辨識すへき字句は、

(味生池址)

(梵字)

建武四年丁丑卯月五日　勸請□□

願主大□□　建之

天台別院、肥後國池邊寺側、號百□□者、當寺根本之御座所、本尊正觀音菩薩也、□如傳記者□□天明天皇御□、和銅年中草創、建立者國□洞家、金子□□□□□佛像□百塔□□化現□□造□□□貞元元年燒失畢□之僧徒□□(以下全滅)

(池上)

松尾(マツヲ) 池上の西なる海村なり、坪井川の北岸にして、其港漠を百貫(ヒヤククワンイシ)石と稱す、今熊本出入の海運は、皆船舶を此に繫留す、府城を去ること二里、三角港へ十

（百貫）六海里、長崎へ六十海里、俗に百貫港と呼ぶ、百貫の北に近津と呼ぶ小港あり、河内浦に近し
有方輿志（寛政八年）路過百貫、去至高橋邑、松木多者、大七八抱、不是傍巖、東國所不有、人言此樹不畏蟲寒、色更有佳則佩、依山臨水、其構華瀬也、一水通海爲港、舟楫往集、有黄石焉、似石能燃、用此多煮鹽、路出山背、瞰其総、路径石多、入夜無燭、前途遠近、所求記、無聊之甚、下山至屋十餘家、日近津、道其近海、余欲宿、辭以無米、乃以其舌海舗充饑、翌日、近津僦舟、取山道以發、舟在沖舟、長遊國通海爲里、一寺門前建碑、文用國字記之、其署云、寛政壬子、肥前國島原、温泉嶽大燒、山崩涯涌、海波衝肥後國、通海村邑、一剛奪去、留一片沙南之地、不復見有人家蹤跡、晉災罹溺者得道、願憑財施、溺死者皆死、因書使贊於後。

小島（サシマ）
松尾の南なる水驛なり、今小島町と云ふ、人口四千、坪井川と白川の間なる洲上に在り、小島以南、川尻字土に至る沿海二三里の地は、床面の場平遠の田なり、近代の開墾にして、土地最卑濕とす。

上代（カミダイ）
今下代（シモダイ）と合同し、城山（ジヤウヤマ）村と改む、村中に魔子木寂心の城趾を存すれば也、天文中寂心隈本より此に移住したりとぞ、高野部田に藥師堂あり、穴藥師又は湯伸と稱し、二軀相並ぶ、臺座に元應正中の銘を記す。

水門郷（ミナト）
和名抄、飽田郡水門郷。○今詳ならず、水門は港湊の義なるべければ、高橋小島などの舊名にや。

加幡郷（カハタ）
和名抄、飽田郡加幡郷。○今詳ならず、加波多と訓むにや、川端の義にや、其處を知る能はず。

私部郷（キサイベ）
和名抄、飽田郡私部郷。○今詳ならず、私部は后部なること、日本紀に其證あり、其地名諸州に見ゆれど、此なるは其地域を失ふ。

栗北郷（クリキタ）
和名抄、飽田郡栗北郷。○今詳ならず、久利嘗多なるべければ、其地を知らず、凡飽田郡の西南、白川より川尻に至る平野、今八分字（ハブシ）、鉢壽等の數村、其舊名を失ふ。

川尻（カハシリ）
今川尻町と云ふ、熊本の南なる一驛にして、人口五千餘、緑川の北岸に在り、其停車場は今日を去る三哩、更に三哩半にして宇土驛に達す、丁丑の亂に薩人其本營を此に置き、以て熊本を圍攻したり。

國志云、河尻は府の南二里、洞上諸祖傳に、安貞元年、僧道元宋國より歸朝するや、肥後國河尻津に著せりと曰へり、緑河の海に入る所にて、萬船輻湊の津口也、異朝の書籍にも、幷に圖書編にも、肥後の嶽は開懷世利と錄す、開懷世利即川尻なり、中世河尻氏あり、其居城は三郎實明の所築、是河尻城主の始也と、河尻氏系圖を考ふるに、西宮左大臣源高明公八代の孫、河尻三郎實明、建久八年、河尻若宮社を創建、實明の孫兵衛尉遠實、寛元二年、飽田郡野田村に安樂寺滿善寺を建立す、遠實七代の孫三郎左衛門尉泰明、弘安元年に大慈禪寺を造立す、太平記には、元弘年中河尻肥後守幸俊菊地家に遺恨ありて、足利尊氏の御教書を申請け、肥後の大守となりて、菊地肥後守武光と武威を爭ふ、此時兩肥後守あり、云々（河尻系圖、正平五年文書に、河尻肥後權守と署名し、阿蘇文書、正平十一年惟澄が守富莊の訴狀に、河尻三河入道緩覺、子息七郎は南方に歸順する事見えたり、當覺は正平廿三年の文書にも見ゆ、蓋幸俊の子にやあらん、幸俊足利右兵衛佐直冬を奉戴したる事は太平記に見ゆ、正平七八年の比の事歟、七郎は左馬頭實昭の幼字にて、此人又左衛門太郎と云ふと）其孫實昭の時、連年菊地兼朝と爭戰、應永廿七年八月敗績して河尻を退去し、其後本領を復するとも有りといへど、久しからずして衰弊し終に亡ぶ。○征西將記云、四月十四日、官軍緑川の下流を渉り川尻に入る、賊宿營南杉島に出張す、乃ち官軍之を遮斷し、賊の反撃に備ふ、杉島は緑川の中洲なり、賊情を聞くに、初め薩人加治木の兵三小隊（二百名を一小隊とす）先鋒として、二月十九日川尻に至れり、翌二十日六大隊至り、一軍は海岸に出、一軍は熊本城に迫れり、五六日を經て大に至る、乃ち花岡山上より砲撃すれども利あらず、因て更に攻城の大砲を鹿兒島に取る、其後二十日許を經て至る、之を花岡山に架し、日に發射すれども城中依然たり、因て迎町に轉じ之を發れども利あらず、故に長圍して糧食の竭るを待つに、植木口の官軍漸次進入田原坂の戰大に苦めり、賊皆に曰く、官軍兵は與し易し赤帽兵は善く戰ふ畏るべし、又巡査は刀を帶び善く接戰すと、官軍一時頓挫之くして、鹿兒島より送り來るを待てり、又貨幣を齎て使を營へ遣し之を取れり、積米は八代鏡等に於て米一萬俵餘を得、缺乏の虞なかりき、已にして官軍日奈久に上陸す、廿松橋の敗るゝや、官軍三丁橋邊に集合するを見て、賊皆謂らく下流太郎兵衛渡を渉り來ると、大に怖て潰走す、是時營内、留守百餘兩に病兵傷者ありて四千名に近し、敗走に當り輕傷者は歩行せしめ、重傷歩する能はざるは役夫をして之を運搬せしめ、其歩行せし者百餘名は行くこと半里餘にして民家に宿し、翌日貨を以て舟を買ひ木山に赴けり、若し是日官軍長驅せば、熊本城に至ること容易なりしならん、又一兩日を經て賊兵再來り、六嘉太渡を挽す、又賊の將卒、川尻に埋葬する者九百餘、凡田原坂の戰死は植木に埋葬し、植木の戰死は熊本に埋葬し、死し或は治療中に死せし者、皆川尻に埋葬す云々。

（田野）大慈寺（ダイジ）
川尻の東、元三（モトミ）村大字野田（ノダ）に在り、弘安中、寒巖和尙開創の禪院なり。此寺鎭西稀有の巨刹にして、曹洞家法皇派の一本山なりしが、永正中燒失、爾後再興すと雖復振はず、昭和五年又災に罹り、頗衰廢す、今寶觀十

(大渡)

が一だもなし。

國志云、大慈寺は龜山法皇の叡願にして、禁裏道場也、開基寒巖和尚、諱義尹、後鳥羽帝第三の皇子、順德帝同母の御弟也、幼にして佛乘に歸依し、道元禪師に隨て禪法を學ぶ、何れとも[illegible]たらず、寶治元年二十七歲にして宋國に[illegible]し、諸善知識に遍參し、建長五年歸朝、同年道元遷化に依て、法を義价に嗣ぎ、再び入宋(義尹宋國にて道元の語錄を[illegible]し、序を請ひ得しめて世に行はせらる)文永四年歸朝し、其後肥後國に來り宇土郡古保里に住居し、文永六年、河尻左衛門佐泰明[illegible]尼が請に依て、[illegible]如來寺を建立し、建治二年、西方に告げて河尻大渡(オホワタリ)に長橋を作らしむ、弘安元年大渡に一寺を建し、[illegible]八尺の座像、寒巖一刀三禮の自作、寺を大慈と號し、山を大梁と稱し(古、大渡は今の大慈寺山門の前にあり、緑河の流なり、寒巖遷化して大慈を[illegible]へ往來の便とす)河尻泰明師を崇敬し、法場の外[illegible]なり、寺内四町四方、并に田地三十町[illegible]附し、武[illegible]より南下す、龜山法皇寒巖の德業を叡感ありて、綸旨を下し、[illegible]官寺と[illegible]し給ふ、世に法皇寺とも稱す[illegible]なり、寺額[illegible]に曰

[illegible]肥後國[illegible]、大渡津、始建創大慈寺、[illegible]云

[illegible]

弘安十歲次丁亥四月七日造之

十方檀那、一百餘人、四貫合力、結緣三百餘人、寶[illegible]、禪[illegible]僧、都寺宗[illegible]、行如、智光、[illegible]、可貝、[illegible]智、禪[illegible]崇智、信[illegible]、覺道等十余輩也、兩寺比丘衆三十四人、報恩寺、法位僧衆等、尼衆三十四人、鍛冶大工、四郎太夫大春日國正、小工一十八人

鑄高[illegible]六尺一寸、口徑三尺二寸、用錢三百餘十貫文、雜用米二十六石六升八合也

勸進[illegible]主、左金吾源泰明

開山當山住持、傳法比丘義尹[illegible]

寒巖禪師は如來寺に在り、正安二年八月遷化、八十四歲、大慈寺には寒巖の高弟鐵山和尚住持す、

先王[illegible]、寺號大慈山大慈、從是兒孫相續任、

[illegible]

[illegible]せざるはなし、其後永正十七年、本寺五山に擧り、[illegible]加藤侯の領となれる時、境内高九拾石分の地子を許さる、細川家の時亦之に仍る、元祿中、[illegible]封内曹洞一宗の錄所と爲り、高五十石を加賜せらる、[illegible]大慈禪寺と云は、開祖寒巖和尚とて、龜山法皇に御[illegible]ありて、法皇長老とぞ云ふ、世々紫衣一本寺にて、京の五山などと同じかる程の事なりしに、關東御治世の[illegible]、七十七世、住持[illegible]、參内せんとて京へ登りしに、[illegible]より、東[illegible]公法度を以て支へ申事ありて、永平寺配下になりぬ、斯て九十一世太初和尚は君[illegible]公の時に當りて、かばかりの古跡なれば、常恒[illegible]行[illegible]を[illegible]、[illegible]東に赴くとて、君に其由訴へければ君[illegible]、寺社御奉行及び關東の僧錄達に[illegible]に[illegible]えさせられければ、遂に依[illegible]を給はりて本意を遂げたり、云々。

大慈橋、在本[illegible]之南、治[illegible]文初年、橋柱尙存、開祖化四方、架[illegible]流、度[illegible]度馬、慈濟無[illegible]、結緣文存、[illegible]之日、開祖[illegible]、上進一偈、有高幽塔光映水底、長[illegible]橋[illegible]、[illegible]生[illegible]度大慈橋、彩虹何歲化[illegible]去、不[illegible]長[illegible]彼岸[illegible]、 細川宣紀

[illegible]上九霄、

專[illegible]云、大慈寺有河尻[illegible]文、境内方四町、渡[illegible]田三十町寄附之狀、及[illegible]等、有十七通、

「大慈寺并大渡橋事、[illegible]入道[illegible]進狀(別出其書)如此給[illegible]、[illegible]可候[illegible]、恐々謹言

弘安九年閏十二月廿三日 [illegible]判

矢野[illegible]後[illegible]守殿」

「肥後國[illegible]田南鄕、河尻大渡大慈寺長老義尹申、[illegible]開[illegible]地并橋[illegible]、[illegible]入道[illegible]、[illegible]之處、[illegible]之由、被仰下候、仍執達如件

弘安十年正月廿三日 陸奥守判

謹上 相模守殿」

「九州肥後國大梁山、[illegible]大慈禪寺者、[illegible]龜山禪定法皇之叡願、弘安元年御建立之[illegible]也、寺[illegible]之後、自書之[illegible]額、今之寺號是也、[illegible]人皆呼之謂肥後曹洞、[illegible]開山寒巖義尹大和尙、[illegible]院之皇[illegible]、[illegible]往號法皇長老云々、當寺之重[illegible]、[illegible]超于他[illegible]、是以[illegible]無[illegible]之[illegible]算、[illegible]之[illegible]道、[illegible]不入之[illegible]、而去永正[illegible]之[illegible]、干戈動[illegible]內、[illegible]地、[illegible]之[illegible]堂[illegible]閣、過半[illegible]、而[illegible]、[illegible]何[illegible]乎、因茲有門派之一僧、[illegible]、其志不淺而已、故下[illegible]六字、[illegible]、給命如此、仍執達如件

享祿二年四月十二日 右中辨在判

當寺住持禪室」

「當[illegible]、三河入道[illegible]心、小[illegible]行小[illegible]井五郎左衞門[illegible]正、當寺開山寒巖義尹大和尙[illegible]之[illegible]、形像之內、御自筆書付之事、

住持比丘義尹御[illegible]自作、[illegible]刀禮拜、[illegible]如法佛也、于

吽手貢行圓福寺、大佛師伊與法橋圓慶、小佛師盛心、木喜心喜存明、當寺道智、大勸進比丘是雄、大願主比丘尼妙性等、于時正安二年庚子八月初三時正初日記、御事比丘文吉等、即日安座云、然經百九十三年、己酉年霜月十八夜、七堂燒却、本尊相殘而如舊、前住大雲化泉琰國、費用以三千貫、企大佛殿再興、開山御自作木像、如本安座、阿難迦葉如古、其以來多寶塔殿堂、大概建立、或大風崩倒、或又兵亂炎失、大寺再興佛殿、永正十七庚辰年、門外兵火、佛殿堂而掃地、其以來大佛殿再三興、又天文九庚子年、南郡當國緑川防戰、其時成陣屋、相燒故歟、不圖寺家殿堂一字不殘剩、本尊佛像是焼也、唯有頂相不燒滅、到此時所在寺僧流血涙、感動天地、當寺初建立之時、啓開山和尚、捐王子之位、獨行苦修、自國他邦、行於比邊、先建立三日、化道萬人、結無緣、其獨進報、于今有之、其苦心終末難之法義、不可不感、於是前住洞春壽宗、本尊中興、起無二之大願、或備門派之併常、勸進諸方人民貴賤、讀誦一千部法華、或書寫金泥法華、請取一字三錢之價、而從天文十年辛丑、天文十五丙午歳而六年成就、(中略)作料二百貫文、其餘六年雜費用、都五百八十餘貫、(中略)最初百貫之日那、御船城主、甲斐民部大輔親直」、

錢塘

川尻の西なる江村なり、相傳ふ、大慈寺寒巌和尚入宋歸朝の後、江上の地形を相し、彼國明州錢塘の技に準へ、海諸に堤を築き、開田して民庶を贍はせ、其風景錢塘に似たる故、錢塘と號すと、其塘の遮今や纔に殘れり。

走潟（ハシリカタ）

錢塘の南にして、緑川の末に位置する村落なり、江海の間なる一洲にして、宇土驛と一水を隔つ、此地丁丑の亂に、緑川の渡渉を爭へる激戰場とす。征西戰記云、四月十二日、官軍宇土に在り、川尻を衝かんとし、本道小岩瀬杉島の渡渉し難きを知り、路を下游走潟に求む、別働第二旅團之に當り、黒川大佐の兵を應援とし、死士四十名及び士官二名を撰び、荷崎より小舟に棹し、走潟の岸に上る、賊哨の北るを追て新川水越を渉らんとす、賊其壘より一齊亂射し、我先登死傷過半、遂に渉る能はず、夜に入て露次す、艱苦甚し、天明又進戰すと雖克つこと能はず、明日更に退潮に乘し川を濟すに決し、午後五時、援隊先つ太郎兵衛渡口より濟り、西走潟の北隅に埋伏す、先登隊は午後九時潮候に乘し小舟數隻に乘り、斜に緑川を絕し、走潟の堤を循て下る、時に南岸の砲隊、頻に射擊するを以て、賊我舟の至るを覺えず、新川の岸に近つかんとするに及て、賊之を知り殊死防戰す、是に於て前に埋伏せる援隊も一齊に發射す、砲彈民家を焚き火光夜を照し、我一隊又住吉より小舸十餘隻に乘り、學麥新田の賊壘に逼る、賊軍之を見て支へず、川尻に退走す、官軍追擊、賊尙錢塘中牟田の間に出沒す、蓋殿戰を試みんとする也、第二旅團仲木少佐の隊は、緑川の陸上より六間堤に據り、第四旅團三好少佐の兵其左翼に接く、守備未た整はざるに、賊已に江中島村の隴畝に散布し來り、四邊に伏して砲擊す、三好少佐戰線の中央に在り、兵を彈雨中に進め邀へ戰ふ、鬪戰凡二時間餘、銃多く機關を損し、彈藥亦匱乏す、既にして賊遂に其右翼を張り、我左側を擊たんとし、我兵苦戰する良久し、高島宮城兩少佐の隊に學麥新田に至るや、賊已に遁逃、即右に轉廻して川尻に向ふ、途上六間堤の賊壘を閱き、高島少佐の隊は嶺手川の北より東に向ひ、宮城少佐の隊は二丁村より、極重入日平木の諸村を經、錢塘して賊の右側に出つ、賊顧みて大に駭く、遂に死屍を棄て、東走す、官軍隊を整へ、小岩瀬に架橋して宇土に通し、九時半を以て川尻に入る、賊已に去りて隻影を止めず、操食器械の倉中に遺さるゝあるのみ。

新川（シンカハ）は緑川の一支にして、走潟と川口二村間を流る、緑川南方に迂回し、水道直通せざるを以て、近年截斷して此一派を通ぜりと云ふ、長十餘町。○征西戰記云、四月初旬、賊魁西鄕隆盛は、已に川尻を去り、春日に居り、賊の根據は多く御船に在りと云ふ、而て其防禦線は東御船より川尻に連なり、西は海岸に達し、緑川を阻して之を守り、衝背軍第二旅團の向ふ所は、東は川尻の大渡より、西は走潟の前岸に至り、水深く隄高く、川濶くして之を濟ること最難し、山田少將參謀官を集め、濟川の策を議す、或は夜に乘し舟を浮べ直ちに前岸を衝かんと曰ひ、或は右翼大慈寺の淺瀨を徒渉せんと曰ふ、少將以爲らく、賊の守る所は走潟に在らずして新川に在り、且聞く新川は退潮の時徒渉するを得と、宜く先づ若干隊を走潟に濟し、而る後直ちに徒渉し、進て川尻を屠るべしと、議已に決し、工兵隊に令し賊の毀壞したる三十丁橋を架せしむ、九日少將山内大尉をして新川を偵察せしむ、歸報して曰賊壘は新川の北岸に在て左右相連なり、其水越（即ち堰なり）の壘尤堅固にして、厚或は七尺を以て高く築き、守兵亦甚多きが如し、然れども川幅百四五十米突に過ぎず、若し砲を此に備へて賊壘の側面を射擊せば、賊必困難せんと。

(新川)

託麻郡（タクマ）

明治二十九年、飽田郡と相合し、飽託郡を建つ、白河の南岸にして、上益城郡の北に接す、郡の境域古來正ならざりき。此郡は續日本紀に託萬に作り、和名抄、託麻郡多久萬と注し、八鄕に分つ。中世郡の西部に神藏（カミクラ）莊を建て、東部に六箇（ロッカ）莊を建て、鎌倉の頃代漸く衰る、遂に六箇莊の南東偏なる上島津守の二鄕は、益城郡に轉屬す。

託麻は中世の文書、多く詫磨に作る、詫磨別當氏あり、當時の土豪たりき、即神藏莊の地に下司職を以て、其家を起せる也、詫磨城址を參看すべし。○神藏莊、又神倉

(神藏)

に作る、應永十四年文書に、詫摩西郷神藏莊、また同莊内安富本莊、また同郡東郷黒石原とあれば、大畧江津以西を神藏莊と爲し、中に安富莊を分ちしごとし、東郷黒石原は即詫摩にて、健軍以東の山野を總稱せるならん。東寺百合文書、正和二年、七條院領、肥後國神倉庄とあれば、本家は七條院なりしを、大友能直に其司職を命ぜられ、次男能秀に傳へしなり。○詫摩國府は拾芥抄に見ゆ、和名抄の益城府は之を誤れるにやとも云ふ、府址の地理を按ずるに、國府元此に在りしを、後に至り飽田郡に移遷せるや明白なり、但其年代を詳にし難し、又府址は安閑紀の春日部（カスガベノミヤケ）屯倉、和名抄三宅郷の地なれば、中世此に神藏（カミクラ）莊の建置せらるゝも、其名號相因由する所ある歟。

國志云、詫摩郡惣高三萬石、軍役高一萬九千石、本莊田迎の西手永に分つ、往時は神倉莊、六箇莊、安富庄などありしに、後世六箇莊の地は益城郡へ入る。○詫麻の名義詳ならず、和州の當麻（タイマ）は、當耆麻（タギマ）とも曰へり、詫麻も之と同語なりしにや、和名抄に益城郡當麻郷あり、本郡と隣近の地なり。

三宅（ミヤケ）郷 (春日部)

和名抄、詫麻郡三宅郷。○今詳ならず、大江村、出水（イヅミ）村などにや、安閑紀に「置火國春日部屯倉」と見え、詫麻に一時國府の置かれし事もあるは官倉の地やがて府邑ともなりしならん、出水村は即其詫摩府の址とす。又此邊の諸村に、妙見菩薩を祭る祠堂多し、三宅を妙見に訛りて佛菩薩に假托せるものとす、又國府移轉の時、春日の名稱も飽田郡に移し、後世其名後地に存留するは此故ならん。

大江（オホエ）

今大江村と云ふ、北東は白川の流を隔てゝ熊本市と相望む、其迎（ムカヒ）町、新屋敷（シンヤシキ）と云ふ新街は、直に熊本の千反畑と橋梁を通じ、市區の境域に編入せらる、寛永二十年よりの事とす。此村は中世詫摩本莊の屬邑なりしも、以往には三宅郷の域内ならん、妙見祉あり、又安貞二年僧聖光建立の往生院あり、近年此地に兵營を置かる。

詫麻府址（タマノフ）

今出水（イヅミ）村大字國府（コクフ）を其舊地と傳へり、抑肥後府の所在は、和名抄に益城郡と記すれど、益城に其遺蹟を見ず、中世以降近代に至るまで、府廳の飽田郡に存在したることは、徴證歴々たり、而て拾芥抄に肥後國詫麻府と記す、拾芥抄は大抵和名抄を藍本として備錄せる者なれば、和名抄の舊本には詫麻を府と爲しし歟、其益城と云ふものは、譌謬たること必せり。且詫麻は飽田國府の前後を考ふるに、飽田は新府にして、詫麻は舊府ならん、其遷替年代は詳にし難しと雖、藤崎八幡宮勸請の比には、已に飽田郡市田郷に移りし歟、今市田郷に春日の村名あるも、移府の時春日部屯倉の遺稱をば、挾地へ傳へしに因るごとし。

國分寺址（コクブンジ） (今村)

今出水村大字今村（イマムラ）に在り、熊本市の東十八町許、畫圖（エヅ）湖、北にして、詫麻府址亦此間に求むべし、其舊域の瓦片を出して、古昔分明なるは僧寺にして、尼寺は詳ならずと云ふ、別に長者屋敷と云ふ跡あり、是は尼寺もしくは國府の跡とすべし、肥後國分寺の詫摩郡に置かれしことは、續日記幷に元亨釋書に並證存す。

國志云、國分寺今猶に存す、是れ天平年中の勅建にて、往時境内八町四方、後世衰敗し、享祿年中、大慈寺天佐忍和尚漸く一宇を建て遺を殘せり、延喜式に、肥後國分寺料、四萬四千八百八十七束とあり、寺の左四十歩許の畠中に、大なる石あり、柱礎を彫る、所謂七層塔軸柱の礎なるべし、又近傍の林中及び畠等に古瓦出づ、國分尼寺の遺蹟は分明ならず、又云、此邊長者屋敷と呼ぶ古蹟あり、里俗の說に、往古此所に長者栖み、尼長者と云りき、其所以を知らず、唐帝へ姫を嫁しければ、此時唐土より多く瓦を渡して、邸宅を營しむ、其瓦礫今も林間草中に多くあるをば、國分寺の屋瓦と云ふは誤り也とか、亦馬叢塚抔云も、其長者の飼たる馬塚なりとぞ、亦一說に唐土より渡せる面向不背の玉を、讃州志渡の浦の海底にてかつきあげて死たる蜑の子に、當地を賜はり、其家富饒なりし故、世に蜑長者と呼ぶと、總て俚俗の說、其是非を知らず。

水前寺（スヰゼンジ） (砂取)

元寺名なれど、近世呼び做して地名のごとし、今出水（イヅミ）村と改む、小驛を成し、砂取（スナトリ）とも曰ふ、此寺は寛永九年、豐州羅漢寺僧玄宅、國主（細川忠利）に隨從し來り、畫圖湖の源頭を相して建立したる也、後數年にして國主其寺を傍地に移し、玄宅寺と號せしめ、水前寺を開き、更に別業と爲し、成趣園と號せしめらる。

成趣園（セイシュ） (出水神社)

近年園中に出水（イヅミ）神社を造し、細川氏の祖先を祭り、四民の往詣を許す、村名出水は之に因る。○國志云、成趣園は水前寺の御茶屋と曰ふ、府より一里、今村に在り、清冷の活水涌き、風景絶勝の地なり、初め水前寺と云へる禪刹なり、忠利君其迹を遊休の亭とし給ふ、十景あり、綱利君の撰とぞ。

阿蘇白煙　藤田紅葉　湖田山雪　國分晩鐘　前林梅花
飯田夕陽　[illegible]　[illegible]　[illegible]　松間新月

西遊雜記云、熊本城外に庭園あり、成趣閣と稱す、茶屋を前月亭と號して築山あり、地中より清水を噴出することおびたゞし、水前寺海苔は此川の流れに生ず、成趣閣の地方およそ八町四方、夏日最宜し。○地學雜誌云、肥後の名勝にて、今時統に推すは水前寺成趣園にして、池には數魚水藻を養ひ、東方に假山を築き、北隅に細川氏祖先の祠廟を營み、南隅に茶樹を連ね、四時殆ど花を曳くもの絶えず、而も此園は湧水を以て現はる、地學者の言にいふ、此地に大斷層ありて、地中循游の水、その層につたはり涌き出づるなりと。○征西戰記云、熊本城賊に圍まるゝ四十餘日、衝背軍の漸く宇土に達するを悟り、

四月八日、侵掠兵は二隊を編み、宇土に向はしむ、午前四時、侵掠兵は出て坪井より明午安巳二橋に進行す、植木隊は之を守りて防ぎしも、侵掠隊の突撃を支る能はずして遁走す、突撃隊は橋に乗じ銃槍を揮ひ、安巳橋より[illegible]の上流を渡る、已にして水前寺に至り、園中の一亭を焼き、[illegible]を城中に報じ、八丁馬場を右折し、健軍村を経て[illegible]村を過ぎ、下本田村より（木山川を渉り）六嘉村中に至り、川尻官軍の所在を村民に問ひ、緑川を往渉し隈庄に至り、旅團の斥候に遇ひ、午後四時遂に宇土驛に達し、衝背軍に合するを得たり

漆島郷（ウルシマ）

和名抄、託麻郡漆島郷　（今本莊村、本山村、春竹村等なるべし、本莊に漆島の名存す）　國志云、本莊村に漆島の字存し、託麻文書、建久十年漆島郷上土呂木村、とあり、今代継社（同本山村）の邊に漆川と呼ぶ流もありしとて古歌を傳ふ、

　肥後の國[illegible]山や白川や漆川あり緑川あり

代継社の社家は、漆島を苗字とし、社頭の地名漆島なれば、綱中に漆島橋といふを架せり（名所略記、拙衛考）

本莊（ホンジャウ）

今本莊村と稱す、大江村の西南にして、本山村と相接す、北に白川を帯び、長六明午の二橋を架し、以て熊本市に通ず、故に村落の状勢、熊本に入るを當然とす、

（安富）本莊とは、安富本莊の訛にして、初め神蔵莊内なりしが、分裂して此地を安富、又は託麻本莊と稱す　國志云、太田家有日記、建治三年條、肥後安富莊、即此也、康永三年、託麻文書曰、安富莊、號託麻本莊、又應永十四年、神蔵莊内本莊、號安富。

託麻城址（タクマ）

（本山）本山とも云ふ、今本山村是なり、託麻別當氏は豐後大友の庶流にして、本州の名家とす、永祿中に至り亡び、子孫零落して豐後に居る、其古傳世に傳ふ。
國志云、本山は託麻別當太郎守直が城迹と云、元弘年中、別當次郎宗直在城す、大友氏系圖に「能直次男、託麻別當能秀、是れ井上、平井、坂井、居[illegible]等の祖也」云々、武家盛衰記に大友能直次男、太夫五郎、建保元年、託麻山本二郡別當職に補任す、安貞二年、肥後守に叙任せらる、是託麻氏の祖也とあり、後に託麻の家は菊池氏より繼し事もあり、菊池十二代寂阿五男、肥前守武澄、其二男託麻別當太郎武元、其子守武、其子安春、其子武安、代々別當太郎と稱す、當城に在城せしにや、又太平記に貞和五年九月、足利直冬肥後に赴き、河尻肥後守幸俊が許に在けるに、託麻別當太郎守直與力同心して、國中の兵を駈催すこと見ゆ、又赤星軍談に、永祿二年、本山城主託麻左馬頭宗照と云者、大友義鎮に叛き、赤星の家が下知に從はざりければ、隈家當城を攻拔くと見ゆ、事蹟通考、託麻系圖并に文書によれば、守直なし蓋宗直を指す、同一人也、又詞秀の說に曰く、「宗系圖曰、正平十二年、菊池武光、授本山城於宗盛義（對州宗氏次郎經茂孫、有馬頭義茂子）者正平元年、四代住此本山城、同代三家居之、可見、又當山別當、同時有二氏也、按宗系圖頗過不足辨、託麻文書可以證、而其居不詳、初大友能秀、爲託麻別當、神蔵莊地頭下司職、子孫襲之、領託麻郡、及飽田託名二郡、并筑豐州内之數邑、支族繁衍、天正中、大友家族臣名簿曰、肥後託麻居住、託麻刑部某、然則至天正居此地焉、今其後裔在豐後大佐井郷、能秀以來數世之文書二百餘通、秘藏焉。（託麻別當氏は能直（大友豐後守護）を祖とし、其次男能秀を宗とす、能秀の子別當次郎時秀は弘安蒙古役に功あり、筑前國志登社地頭職を賜ふ、當時の案存す、時秀法名寂妙、三弟あり、各家を成せり、其大略

能秀─時秀─頼秀─宗直─氏直
　　　　　　　　　　　　└満親─親家
　　　　　　　　└親政─貞政─宗政─親房
　　　　　　　　　　　　　　　└之親
　　　└直秀─泰長
　　　└長秀
　　　└顕秀

「可令早藤原能秀、爲肥後國神蔵庄、付木部、[illegible]等、地頭下司職事

右人任亡父能直朝臣之讓狀、爲彼職可令知行之狀、可沙汰之狀、依仰下知如件

　貞應三年四月廿六日　　前陸奥守平判」

「前豐前守能直朝臣存生時、[illegible]名々[illegible]內、次男爲能分領事

肥後國神蔵庄內　石九名　同田所職　同[illegible]職　小石九　彌石九　阿貝宮　吉弘名田畑　久末寺名　陣村井土々呂木　年預職　得九　三郎九　平九

與安付惣預當職　千見　重富　上家分倉富名等

同國飽田郡內　[illegible]

散在名田[illegible]石原　大[illegible]村　[illegible]

　長浦三郎[illegible]村[illegible]

名、作平次宗次方

右人任讓狀、令領知、守先例、可致其沙汰也、依仰下知如件

　貞應三年五月廿一日　　前陸奥守平判」

「讓與　相傳所領所職等事、嫡子[illegible]分

一豐後國大野庄內志賀村ほりけの名地頭職、并うき田上家分田畠及公文職事

一肥後國神蔵庄內千見名地頭職事

一同庄石九名地頭職并一庄[illegible]師職事

一同庄內弘楠名地頭職、但除女子并尼妾分

一同庄內十禪師神主職事

一同庄內惣別當職事

一門內島栖田地屋敷、但女子等分除之

一あきたの郡內惣社名宮屋敷地以下地頭職

右件所領等、地頭職領所職等、[illegible]相傳の所領也、

祖父大友豐前々司能直、親父詫磨別當能秀、代々將軍家御下文を給、知行さをいなし、しかるをなかひて又能秀のゆつりを得て、おなしくあんどの御下文を給りて、令知行者也、關東御公事に於ては、所領のふんけんにしたかひて、のこりの子息をあいもよふして、きんしせしむへき狀如件

弘安貳年卯月卅日　藤原長秀判」

「讓與　太郎賴秀所相傳所領所職等事

神藏庄地頭下司職、付給田、但舍弟等讓分除之

本部名　但舍弟つるき丸かふんはのそく

與安名　たゝし舍弟等のふんはのそく也

石丸名　付吉永田畠下但つるきくかふんはのそく

同所職等　白河津本司職彌石名同所職等

但安富庄官職のそく、同名門內名四丁、阿蘇社敷地、かめのこうの村といふ、たゝしつるきくかふんはのそく

門內島栖名田、但舍弟等分は除く　黑石原

筑前國志登社地頭職、但舍弟等かふんはのそく也

右件所領職等、任將軍御下文、代々知行無相違、仍相副御下文、所讓與賴秀也、但公家關東御公事等者、隨分限舍弟等に令配分、可令勤仕之狀、如件

弘安十一年四月廿五日　沙彌寂念判」

「雜訴決斷所牒　肥後國衙

大友詫磨別當太郎宗直申、當國神藏庄地頭下司兩職事、

右宗直當知行、不可有相違之由、可令下知者、以牒

建武元年三月廿五日　左衛門大尉坂上大宿禰(下畧)」

「詫磨一族勲功賞、肥後國安富莊、號詫磨本莊、同國神藏庄內闕所等事

詫摩豐前太郎貞政

右任曆應四年七月廿二日御教書、爲建武以來都鄙合戰之賞、配分如件

康永三年三月十八日　式部丞判」

「筑後國守護職事

右守先例、可致其沙汰之狀、如件

貞和五年十一月十九日　判

詫磨別當太郎殿」

「大友右馬權助宗直申

本領等之事、申狀副具書、如此子細見候哉、可沙汰居宗直之由、可有御下知之旨、天氣所候也、以此旨可令申入征西將軍宮給、仍執達如件

六月三日　左中辨　時經　奉

進上　清少納言殿」

「肥後國神藏庄地頭職之事、爲料所預置候也、早守先例可致沙汰之狀如件

應永七年十二月十七日　右兵衛佐(滿賴)判

詫摩當別五郎殿」

「詫摩當五郎滿親本領所々事

肥後國詫摩西鄕、神藏庄地頭職事　名々事

國分　得永　岩永　小枝吉　得丸　平丸　清永

福丸　寺　正富　三郎丸　松石　光石　今牛　石松

金光　彌石丸　石丸之內石能石安枝吉　千見

清松　春武　與安　弘納　國武　鳥栖　永富

同庄內本庄號安富　名々事

安弘名　久吉名　枝吉名

同國飽田郡內鹿子木東庄內、富吉名恒清名南山室村五郎丸名　同國飽田郡大浦皆白

同國玉名郡內大野別府尾崎村南北同府內狩尾村野原莊內荒尾

筑前國志登社地頭職

以上　應永十四年七月日」

按に、別當太郎宗直が河尻下向の足利右兵衛佐直冬に與黨したるは、貞和五年秋冬の事なれば、筑後守護職の沙汰は直冬の判書なるべし、然るに菊池と合戰其利を失ひ、直冬肥後を去り、後南方に歸依す、宗直も南に降れり、年號缺けたる六月三日大友右馬權助の一通は、南方の奉書なれば、其事蹟確實なり、一說、此際宗直詫磨の故鄕を去り、菊池家の一族之に代りしならんと云ふも、以なきにあらず。

十禪寺（ジフゼンジ）

此村、日吉山王社の十禪師宮あるを以て、此名あり、今日吉村と改む、本山の南にして、白川の東畔なり、飽田郡の古府中と水を隔てゝ相望む、大字平田、近見、世安（ヨヤス）、高江（タカエ）などありて、南は川尻驛に至る。

(高江) 國志云、十禪寺山王社記曰、仁平中、石浦河內守經國（高江城主と云）江州坂本山王を勸請す、詫磨文書に弘安二年神藏庄十禪寺神職と云ふ事見ゆ、天正二年、城越前守親賢再興の棟札あり、詫磨文書、元中三年、彌員清（宗政）の讓狀に「ひらたの彌次郎入道か所へ、神藏庄平田村地頭しきの事」云々と記せり、平田も此地なり。

(平田)

世安（ヨヤス） 今日吉村に屬す、山王祠の北なる大字なり、詫磨文書に與安と記せり、世安の西なる白川を、此にて[illegible]（タンクワノセ）と稱す、詫磨より飽田の古府中へ渉る津頭也、且過寺あり、今無漏（ムロ）寺と號す。〇國志云、世安の且過瀨は、天正八年の古戰場也、當時當國の諸士、大友の麾下に屬しながら、或は變心して薩州の島津、又は肥前龍造寺に通ずる者多し、益城郡御船城主、阿蘇大宮司の家老、甲斐親直入道宗運のみ獨り義を守て變ぜず、御船を打出當郡健軍に陣し、三月十八日隈本に押寄する、城赤星、宇土川尻の人數、白川且過瀨にて拒ぎ戰ふ、宗運一戰に勝利を得、四百八級の首を獲、大智禪師偈頌聞解曰、古へ世安村に且過の旅僧を宿せし寺あり、寺畔に往渉の瀨あり、寺の接待所の額を、即且過と記す、今の無漏寺是なり、此故に且過の瀨と云、且過とは接待の吉例にて、禪苑清規に出

(且過瀨)

たり云々、

酒井郷（サカヰ）

和名抄、託麻郡酒井郷。○今詳ならず、日吉田迎の諸村にや、此迄郷名を缺く、卽其地歟。

下井郷（シモノヰ）

和名抄、託麻郡下井郷。○今詳ならず、下酒井の義ならん、木部江津などの邊郷名を缺く、卽其地歟。

田迎（タムカヒ）（木部）

今田迎村と云ふ、大字田迎存す、藩政の頃は南託麻を田迎手永と號せり、田迎の南木山川の畔に、木部と云地あり、舊邑也、龍造寺系圖に、大友家臣鯨原能直を木部邑領の下司と曰へり、鳥栖は木部近地なるべけれど、今詳ならず、其文書、

將軍家政所下　肥後國神藏庄木部鳥栖住人
　補任地頭下司職事　左衛門尉鯨原能直
右人可任彼職之狀如件仍下
　承元二年十二月日

國志云、田迎の蓮臺島は、大智禪師蓮臺に比興し、賦詩せらる、舊寺跡迹未合空、蓮瀛何必玉壺中、一條古路人間外、不管風烟帶下松。

又江津に作る、田迎の東、出水の南にして、一江あり、今畫圖湖と稱す、土俗江津の淀と呼ぶ

畫圖湖（エヅ）（江津川）

江津湖は源を水前寺池に發し、南流數町にして巨湖を成す、東西十六町、南北十二町、下流は南に注ぎ、加勢川(木山川)に歸す。○國志云、江津湖、産鯉鮒、又生菁、緑水前寺流、北濱出成趣湖清泉、其餘水際甚多、其下流尾合中瀬川、入緑河、登場必究、日本國肥後、藏江津、卽此。又云、江津川は長三十餘町、廣四五十間、其中間に大江を成し、寒冷の水滿ち湖の如し、ひろぎと唱ふ、好事家之を畫圖湖と稱す、江の西畔を大名堤と云ふ、清正侯の時、家中千石以上の大名より奴僕を出さしめ、築成したりと、水前寺苔は香氣強く、公儀にて用らる、名産也。

波良郷（ハラ）

和名抄、託麻郡波良郷。○今健軍村、廣田村等、託麻原の地方を指せるなり、託麻文書に、託麻郡東郷與石原といふも此なるべし、里名は後世亡び、神藏庄に併せらる。

詫磨原（タクマ）

國志云、砂取、今村の東北、竹宮村、保多野の間を曰ふ、是れ菊池肥後守武朝が、賊軍を破りし處也、○諸書武朝託麻原合戰、年月の相異あり、菊池軍記、應安六年と云ふは誤まれり、武朝申狀によれば、天授四年(北朝永和四年)九月の事にして、今も竹宮原の陣山、保多窪の昇立など、其故蹟を傳ふ、申狀曰

了俊(今川貞世)一類、大友少貳、大内兒島、數千騎寄來肥後國之間、於託麻原、天授四年九月日、武朝十六歲之時、任運於天道、忘命於公儀、殘兵集勢、馳入多勢陣、抽粉骨之日、一族以下數輩、數十人令討死、自身被疵、攻戰最中、將軍宮有出陣、而被馳向了俊、御合戰之間、散在之官軍、少々依馳参御陣下、凶徒令退散畢、

託麻原は、天正九年四月、甲斐親直と城親賢此に合戰の事、九州軍記に見ゆ、又近く丁丑の亂に、官賊の激戰ありし所也、謂ゆる健軍保田窪の戰鬪是なり　征西戰記云、健軍保田窪は熊本城の東一里餘、健軍は江津湖と砂取村を前面にし、南は御船に通し、保田窪は小山御領村を背にして、西北立田山に對す、四月十七日、賊等砂取村東の八丁馬場、及び健軍の左右に胸壁を築き、守備を張る、是に於て熊本鎭臺は第十三聯隊を出し、左は小磧村に於て第四旅團と聯絡し、右は砂取に於て別働第二旅團に接續し、十九日又山砲九門臼砲三門及び工兵隊を砂取に遣り、急造の塹壕等を各所に築かしめ、大舉進撃の準備を爲す、廿日午前九時、我諸隊四道等の地物に據り、漸く進て賊壘に迫る、我兵死傷多し、樺山中佐も傷く、是に於て益援兵を戰線に增加し、賊壘に迫る、正午[illegible]保田窪の間に於て、我一隊賊壘を陷る、[illegible]る、我諸兵健軍村に入らんと擬す、賊我左翼を衝く、志摩大尉[illegible]を固守し之に死す、午後五時、賊大舉保田窪の戰線に集り、鎭臺兵と第五旅團の連絡を截斷し、官軍の背後に出んとす、鎭臺兵殊死防戰、黄昏に至る、我右翼は、別働第一旅團の二中隊、江津川を渉り、健軍村の南に出て、賊防戰頗る力め、我士卒の損亡亦多し、夜に入り賊稍衰ふ、廿一日の曉、賊遂に村落に放火して木山に走る、賊凡七百五十餘名あり(保田窪の戰記と、詳略參照すべし)

健軍（タケミヤ）

又竹宮に作る、出水の東なる村落なり、健軍明神あり、特に健軍の軍に[illegible]の訓あること、其所以を知らず、往昔健宮に作り之を音讀してケンクウと呼び、クウの音に軍字を假り、遂に轉して健軍をも、タケミヤと訓めるにや。

國志云、竹宮原は渺々たる原野也、畑もまじれり、昔阿蘇の家臣光永氏代々在城す、光永攝津守入道淨英、以後城主斷絕し、永祿の中比、甲斐宗運が一族、甲斐正運を在城せしむ、正運の子親英之に繼きしが、其子長鴻光放蕩にして、其比に落去したりと見ゆ。

健軍十二社（タケミヤジフニ）（竹宮）

阿蘇の別宮にして、十二社大明神と云ふ、社說に、欽明帝の時勸請と稱す、然れとも又「健田國府在任の國守、且過瀨より直道を取り、阿蘇神宮へ往詣の途上、此地にて童子の託宣を蒙たり、阿蘇の本宮は東に向へり、今此地に西向の社を建て、[illegible]を鎭めん、之を健軍と號すへしと」云々など傳ふ、事蹟通考曰、「健軍神社、永平年中、肥後守保昌修宮殿」と、此社は阿蘇四箇神領の一にして、三百五十町の封なりと云ひ、殊に阿蘇系圖、幷に古文書に據れば、阿蘇[illegible]幷び稱せらる、

源大納言家政所下　阿蘇并健軍兩社神官氏人
定補兩社大宮司職事　宇治惟泰
右件人、爲兩社大宮司職、執行社務、可令致御年貢沙汰之狀、所仰如件　治承四年正月日

惟泰の子惟次、長男に本宮々司職を讓り、健軍を次男惟盛に分與し、其子惟經に傳へしむ、津屋氏と稱す、津屋氏の事後世に聞えず、中絕したるにや、近時社人は今牛氏と曰ふ。

「下　阿蘇三郎惟盛所
可早領知、得永私領田畠内、鯖多村(四至往古有限)積手村(田地拾餘町、四至往古有限)健軍社大宮司職、並南鄕内久和良貳町、門田段屋敷料、赤池陣事
右任親父大宮司惟繼嘉祿貳年八月四日讓狀、可令惟盛領掌之狀、如件以下
安貞二年六月六日」

「肥後國健軍社大宮司職事、任代々之御下文之旨、津屋三郎入道惟盛法師、可令安堵知行之狀、如件
文永三年九月十六日」

健軍の字陣内の白田中に、明治十五年古墳發見す、中に三個の石棺あり、斜に並行し、瓶三個之に副ふ、第一の石棺にのみ一鏡あり、徑三寸、第二の石棺に人骨一個ありしも、第一の石棺には二個あり、恐らく二人合葬せしなるべし、石棺はなかりしと云ふ(人類學會雜誌)竹宮の八町馬場は十二社の門前にして、松杉孔道を挾み森々たり、加藤氏細川氏共に此調馬の事あり、實測十町四十間とぞ。

保田窪(ホタクボ)　今廣畑(ヒロハタ)村と改む、健軍の北にして、寛永十一年開發の白田とぞ、東は戸島山に連接して、丘陵起伏す、此地丁丑歲の一戰場なり。

征西戰記云、賊已に熊本を去るも、尚遠遁せず、近く健軍保田窪に壘を起し、御船木山大津に分據す、四月廿日、鎭臺兵は健軍、別働第五旅團は保田窪に向て進擊す、午前十時、保田窪の前面に劇戰し、其戰酣なるに及び、鎭臺兵健軍前面に前進し、午後一時に至り決せず、健軍左翼の兵賊壘に迫るに及び、保田窪前面は、其右翼の兵新來の援隊を得て、一齊に銳進して松原の賊壘に突入し、保田窪の前面悉く陷る、乃敗賊を尾擊して進めり、既にして我左翼賊壘を受け退走す、賊の大兵早く已に背後に迂回し來り、前後夾擊勢太銳し、我退て新南部の村端に至り、纔に防禦するを得、夜に入り賊暗黑に乘じ接戰を試む、夜半後に至り、沖原大尉は吉村大尉と謀り、各所部の隊伍を振勵し、敵の壘下に潛行し、突然躍入亂斫す、賊等狼狽屍を棄て走る。

戸島(トシマ)　健軍の東一里、丘陵に倚れる村里なり、其高地を戸島山と云ふ、國志に土俗の說、阿蘇明神往古數鹿漬を圍崩して、阿蘇の湖水を決潰せしめ給ふ時、崩拐けられたる土石は、此戸島山となれり云々と載す。

小山(ヲヤマ)　小山戸島は、今合同して一村と爲る、此村東方河中に石燈籠一基あり、其竿石に梵字を彫刻し、大工藤原助次正平十二年云々の文を勒す。○小山に塞址あり、壕部分明なり、城主を知らず、天正九年、薩州軍此に屯して、合志郡を攻めたりとも云ふ、阿蘇文書「文保三年、小山村」また菊池文書「小山、砥島、長峰」とあるは此なり、長峰は今廣畑村の大字に存す、此地は中世六箇莊の屬邑にて、邑主早岐氏之に居り、小山とも稱せり。○國志云、早岐系譜及び文書は詫磨家に傳ふ、此早岐小山と、菊池田の宗系に、同姓疑似の所多し、文書に據れば、早岐判官代藤茅政を祖とし、其邑を二女に傳へ、其子盛實に三傳し、盛實之を清基(幼名若□法名正心)に讓る、清基正和中(菊池九郎)隆信に小山村地頭職を讓り、本證を子息藏人正圓坊より奪回す、之に依り家系二流となる、隆信又族武宗を養子とし、武宗は更に詫磨能勝を養子とし、能勝二子あり松一武者一と云ふ。

清基─藏人入道正圓─早岐六郎秀政─伊豆氏政
　└菊池九郎隆信─孫九郎武宗──詫磨能勝

「將軍家政所下　肥後國六箇庄内小山住人
補任地頭職事　源茅政
右人、補任彼職之狀、所仰如件以下
建保四年四月日　案主　菅野　判
知家事　惟宗　判　(以下畧之)

「ゆつりわたす、ひこのくに六ケ莊のうち、おやまのむらのちとふしきの事、しやていにやくゝまとのに、
右件のちとふしきは、おうちこしちかわのはうくわんたいにうたうとのより、もりさねかまで三代さをいなきところなり、たゝしたうしはちゝはやきとのゝ御ちきやうの所なり、たいくのゆつり狀本證文ともに、早岐とのに候によて、たうしはほんせうもんは添へす候(下略)
建長三年八月日　源盛實　判」

「菊池越前守武宗申、肥後國六个庄内、小山村地頭職事
任去月十七日御下文、可被沙汰付之狀、依仰執達如件
貞和四年十月八日　伊豆守判
宮内少輔殿」

「　日安
早岐伊豆入道光圓申、本領肥後國小山村三分一地頭職、詫磨武者一押領事
副進安堵御教書、武者一祖父和與狀
右地頭職者、武者一祖父武宗、與光圓父秀政相論之時、依無道理、不相待公方御成敗、武宗私令和與之條、文書明白也、而今改先祖之契約、恣令押領之間、就歎申先度被下問狀御教書處、未申御請之條、背上裁者也、云違背、云押領、難遁罪科者哉、然早任和與狀之旨、當時三分一、爲打渡給、粗目安言上、如件

「早岐六郎藏人彌政申、本知行分所領事
肥後國六ケ庄内、小山村地頭職、同戸島木釜兩所、同國藤崎庄内石村地頭職
同國[illegible]庄内[illegible]田地佰町、屋敷二ケ所、此所之事本知行云々、不可有相違之狀、如件
文和二年十月廿一日　右京權大夫判」

「肥後國六かのしやうのうち、於やまのやしき六かしよ、井ちんぴまへたうよわみなみ、おなしき田地四丁五反事
右田地屋敷等においては、和與の儀たるあいた、地頭職三分一を、はやきの六郎くらん人殿に込りわたし申事實なり、たゝしつはつけ別紙にあり、向後においてはあいたかいに大小事をうけ給申へし、ましていらんわつらいきいさゝかあるましく候、仍爲後和與狀、如件
應永三[illegible]年甲申歲八月廿五日　越前守武宗判」

辛川（カラカハ）　今戸川村を合同し、白木村と改む、上益城の所管なれど、地勢小山と連屬す、白河の南岸にして、[illegible]木を去る三里、

（出川）　國志云、上益城郡辛川村、小代文書、詫磨文書、惠良惟澄申狀等、延元々年八月、肥後白川、川尻此也、延元々年八月十八日、菊池武敏、惠良惟澄、與賊兵之將今川藏人大夫、及詫磨別當宗直、小代重峯、小代光信、詫磨貞元等、戰于肥後白川。○又云、加藤清正在領國の時、水利土功を興し、戶田の便を計畫せらる、其數枚擧に遑あらず、就中白川の水を引て山を穿ち、數里の田園に流く、

（馬場楠）　此馬場楠の渠を第一とすと云、殊に此渠の技工たるや、水利土功苦心の[illegible]、于今到る迄驚嘆に堪へずと、本[illegible]寺の淨池公廟[illegible]日、最工奇巧、有南白川西注于馬場楠者、其渠在南岸[illegible]立之間、不便滯涜、是以其[illegible]之也、一洞一狹、相水而下、洞鑿溝之、穿嵒[illegible]之、水[illegible]流[illegible]、自無壅涜、民蒙其澤者、有私建祠而祭者、其所獲之福、有比之甚榮者、云々。

桑原鄕（クハハラ）　和名抄、託麻郡桑原鄕。○今詳ならず、戶島、小山、辛川などなるべし、事蹟通考に古文書を援引し、沼山津の邊陬と論ずれど、鄕莊配置の跡を推せば、六箇莊の北偏、小山の近地は鄕名を缺く、桑原恐らくは此ならん。○國志云、事蹟通考云、今託麻及益城郡小邑、無桑原、惠良惟澄正平二年注進狀「子守八郎資一六箇庄內桑原鄕地頭職」云々、又詫磨文書、建武五年少貳賴尚狀曰、桑原安永小山云々、據之同桑原屬今沼山津之地方也。

益城郡

益城郡（マシキ）　飽田託麻の東南なる大郡にして、今上下の二郡に分つ、大略緑川の水脈、下游北岸を除けば、皆益城の郡域に在り。其矢部（ヤベ）緑川の山村は、高千穗、椎葉、五箇莊と相表裏し、南は[illegible]の境なり、甲佐（カフサ）以北、御船（ミフネ）隈莊に至れば、田野川原遙に熊本川尻と相望み、一豐邑とす。又宇土郡松橋、八代郡鏡河江の諸邑、後世本郡に入り、下益城の所管と爲る、然れども其地淺水皆西流、直に海に入り、自ら益城と別境を成す。益城郡、和名抄八鄕に分つ、後世託麻郡津守、上島の二鄕之に併す、古風土記逸文に、益城郡朝來名峰の記事あり、光仁紀に「寶龜元年、肥國後益城郡人、山稻主、獻白龜」萬葉集に「大伴君熊凝者、益城郡人也、以天平三年、爲相撲使從人」など見ゆ、又中世の文書に、益木に作り、益木上郡、又は益東郡の名目あり、阿蘇大宮司惟大の北は、今猶其領知なりき。

上益城郡（カミマシキ）　益城の東北部にして、今治所を御船に置き、一郡域を建て、三町三十村を管す。其[illegible]域下益城と相錯雜して、形勢の宜きを得ず、大略御船川左右の山谷にして、緑川の上游を兼併し、其東は阿蘇郡に至り、峰巒重疊して險阻極まれり。上益城の稱は遠く近代に起る、明和元年[illegible]の肥後國[illegible]、已に此に分たる、沼山津、鯰、木倉、甲佐、矢部の五手永、高[illegible]千石を上郡とす。按に甲佐文書、建久六年、益城上郡[illegible]田村と見ゆ、上下の稱も久しきに[illegible]たり、然れども[illegible]田は近代下郡に屬し、古今其境域を同くせず云々。

沼山津（ヌノヤマツ）　今秋津（アキツ）村と云ふ、[illegible]の南に接し、加勢（カセ）川の畔に居る、此村の西部を本田又は秋田と呼び、江津（エツ）に連り、[illegible]たり、[illegible]で東二里、御船の北二里。教育史資料云、横井時存は平四郎と稱す、[illegible]小楠と曰ふ、[illegible]年沼山津村に居り、又沼山と號す、[illegible]に仕ふ、文化六年を以て熊本に生る、[illegible]し、[illegible]の陋習を排き、別に道義の學を唱へ、[illegible]用に[illegible]ずるを務む、時人目して實學とす。

安永（ヤスナガ）　今[illegible]、[illegible]の諸村と合併し[illegible]、沼山津の東に接す、建武五年詫磨文書に、桑原、小山、安永の村名見ゆ。

木山（キヤマ）　今木山町と云ふ、宮園、寺[illegible]の二大字[illegible]屬す、一名腰尾（コシノヲ）と云ひ、加勢川の北岸なる一山驛なり、熊本の東三里、人口二千三百。

木山城址（キヤマ）　國志、迫（セコ）村にあり、[illegible]、康和三年、太宰少貳賴尚が書狀に、木山松尾城と云ひ、[illegible]正平二年の注進狀に、六箇庄內木山[illegible]あり、應永十二年蒲川滿則が書中に、木山[illegible]あり、

（尾腰）

皆當城主ならん、抑木山氏は源氏新田の一族にして、太田又は馬場を稱す、征西將軍懷良親王に從ひ、九州に下向す、其後裔木山左近太夫惟興と號し、阿蘇家に客として仕ふ、嘉吉元年、益城郡腰尾（コシノヲ）郷に居城す、後腰尾を木山と改む、惟興の子備後守惟正、その子左近惟貞、天文十六年居城を赤井（木山の南）に移す、惟貞の子六郎惟久は文武に名あり、薙髪して紹宅と號す、永祿天正頃の人なり、其子備後守信連、天正十三年島津氏に攻められ、赤井木山一同に落城す、其時二歲の兒を町人梅屋某の家に隱せしが、其孤長して梅屋の家を讓られ、四郎左衛門と曰ふ、今に多く古文書を傳ふ。○又云、小西氏肥後半國の主なりし時、益城は其領知にて、木山、隈莊、矢部等に城代を置かる、慶長五年の亂に、加藤清正肥後へ出陣せしが、玖珠郡に至り引還し、直に宇土城を攻んと、木山越に道を取り、九月十八日、阿蘇宮地一宿、十九日木山一宿、赤井の城代伊藤某切腹、廿日早天木山を發せらる、廿一日署名の清正より益城郡腰尾町へ下せる制札、梅屋に所藏せらる、又細川忠利君入國の時の御直書とて、其家に傳ふるは、

國中庄屋に申出す覺

一當免之定少しも違ふるましく候、氣遣仕間敷事

一他國へ人をうるましき事

一正月中に國之仕置可申出候、訴訟之事、書付揃奉行へ可出候、それまては少之間に候條、何事も肥後殿之時のごとくに、可相心得候、極聞へ候者、せむさくの上、庄屋越度たるへく候事

寛永九年十二月九日。

按に諸書に「木山氏の祖は、上州新田の庶族、右京太夫貞昌受領して備後守とも云ふ、懷良親王に隨從して下向し、文中三年太宰府の戰に負傷し遂に卒す」と、阿蘇文書、康永三年十月、少貳頼尚が「肥後國木山松丸城對治」と曰へる、又正平二年九月宇治惟澄が「他門木山太郎兵衛入道幸蓮申、本領地頭職事」と見ゆるにて、木山氏は官軍たりしを知るべし、鎮西要畧云、永德元年、今川探題陣于立田、南郡六箇莊合戰、隈崎三郎降參、同郡木山津守兩城亦潰、八月六日、探題攜隈崎城、亦築腰尾城、而探題之一族守之、永德三年、菊池拔隈崎城、城主今川五郎入道入腰尾城、依之右衛門佐仲秋、將肥前軍、入于肥後州」と、此頃より官軍振はず、木山氏も阿蘇の家臣となり安堵せしごとし、福原村安養寺、弘治三年の棟札に、木山右馬頭宇治惟貞とあるにて、阿蘇家の宇治號を冒せしを見るべし。

安養寺（アンヤウジ）

木山の東、福原村（今平田と合同し福田（フクダ）と改む）に在り、大楠山東光院と稱し、天台宗を奉す。肥後國雜書鈔録集云、

奉再興、大日本國扶桑朝、西海道九州肥後之國、益城郡六箇莊木山之郷、大楠山安養寺、東光院藥師堂一宇、夫當寺、溫開基誌焉、桓武皇帝御願所、延暦年中草創、開山者傳教大師、本尊者醫王善逝藥師如來也、鎮守者山王權現、下七社□宮大權現也、星霜積歲八百歲、然依國家騒亂、度々破壞、且加修理、就中天文廿三年甲寅十二月七日、猛火自然起、成敗加炎、爰當住持、穴太末流、小川餘波、□□□□、□□□□、發一念信心、既致修造功、剛作□□、則若衛者、（中畧）法々應々、利益拔濟、旨趣如件

當代官木山右馬頭宇治惟貞

弘治三丁巳十二月　當住持□□□□□□敬白

大檀那阿蘇三社神主正二位大納言宇治惟豐朝臣

朝來名峰（アサタナ）

（原稿）

國志云、福原（フクバル）村（今福田村と云ふ、福原川は加勢川と並行し、津森郷中を流る、長凡六里、朝來名峯は此源にて、飯田山猫山と東西に相連續せる山脈ならん）に朝來名山といふ峯ありて、其山の奥に石窟あり、大石を以て四壁とし、長さ三四丈の石にて覆ひ、窟中數十人を容るべし、恰も石殿のごとく、人巧の物にあらず、今も人跡到ること罕なり、里人鬼の岩屋と呼ぶ、此の外に郡中朝來名の由號なし。

肥前風土記曰、昔者磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後國益城郡、朝來名峯、有土蜘蛛打猴頸猴二人、帥徒衆一百八十餘人、拒捍皇命、不肯降服、朝廷勅遣肥君等祖健緒組伐之、於茲健緒組奉勅、悉誅滅之、云々

津守（ツモリ）郷

（釋紀）

和名抄、託麻郡津守郷、○今津森村、河原（カハハラ）村、福田村、木山村等なり、何の頃よりか此郷及び上島郷は、託麻を脱して益城に入れり、津森神は阿蘇の別宮にて、健軍社領の內なり、今津森村大字寺中（テラチユウ）に在り、寺中は寺院の廢址なるべけれど、詳ならず。

津森（ツモリ）城址

（今津森村大字下陣（シモヂン）に屬す、阿蘇大宮司の庶流光永氏の所居とぞ、國志云、阿蘇惟元正平十一年中狀に、光永左近將監惟宣と云者あり、其名は又四郎、其比より津森城起る歟、光永は筑前下座郡の地名也、阿蘇文書に據れば、元弘三年、大宮司惟時、下座郡の地を賜與せられ、一族に配分す、光永又四郎は下座郡光永名を安堵す、光永家傳に大宮司惟宣の二男惟禅、建久二年源右大將より津森城を賜ふなどあれど、津森は本社健軍社領の內のみ、

肥後國健軍社領津守保事、今法進畢、次同國下矢部村之事、爲兵粮料所、所被預置也、彌可被抽軍忠候、依執達如件

康永三年三月廿日　大宰少貳判

阿蘇社大宮司殿（惟時）

津守矢部兩庄等、爲三社之社領之由、被聞召了、殊抽軍忠者、知行不可有相違之由、內々其沙汰候也、仍執

達如件

正平二年十一月廿四日　勘解由次官判

阿蘇大宮司殿(惟澄)

又云、光永惟世の後二家となり、一は津森に、一は健軍に居る、天正中、光永中務惟祐に至り、津森落城す、又南北朝兩立の時は、大宮司家も二分し、光永氏は宮方なりしなし、天授四年託麻原合戰の時、大友の軍勢津守城に逃入るさ曰へば、當時は武家に屬したるこゝ明かなり、一書に天正十三年の冬、滿永宗甫主人に攻められ、翌年正月自刃して死すと云ふ、宗甫は惟祐の法名なり、津森下陣城址の邊に、大宮司惟世(文明十七年卒)大宮司惟豐(永祿三年卒)の墓あり、又竹崎文書、天文二十年、菊池義武と大友津守合戰の事見ゆ、

時十九日於津守□□諸粉骨勇猛之由、被聞候、御此節出抽忠節候、必可成其賞之旨、合戰隙細々申候、恐々謹言

五月二十日　義武

合志山城守殿

灰塚(ハヒツカ)　(寺中)

今津森村大字寺中(テラノチュウ)の小字なり、此地は丁丑役、官軍會議の一故蹟とす。○征西戰記云、四月廿三日、官軍木山に入る、斥候曰く、金内及濱町の賊、今や那須尾前に遁走す、尾前は卽人吉に通ずる間道なりと、廿四日、山縣參軍諸將を木山の灰塚に會し、進軍の部署を議す、時に賊の本據は、猶矢部濱町に在るものの如し、然れども官軍田原植木の激戰以來、日夜從事、精力盡了せり、今後は稍戰狀を一變し、徐々に之を爲さんと、卽部署して曰く、御船より飯田山船底山まで、別働第二旅團とし、河原船底山麓より河原まで、熊本鎭臺兵第一旅團とし、河原より俵山まで、第二旅團とし、俵山以東阿蘇は第三旅團とせんと、軍議は此に決す、而て三浦少將又云ふ、左翼十文字山を取り、因て以て軍を進めば、功を奏すること必速なるべしと、是に於て熊本鎭臺兵を以て正面攻擊の本軍、第三旅團を以て左翼攻擊の本軍とし、第一第二旅團は其位置を保ち、那須口の緩急に備へしむ、別働第二旅團は第二線を布き、應援せしめ、二十六日、賊濱町を退去するの報あり、是時に當りてや、賊の蹤跡人吉方面に赴く者の如し、諸將或は賊人吉に據るも我必しも之に拘らず、直に本道を進み在鹿の兵と連絡せんと云ふ者あり、然れども人吉は米穀に困る可きあり、又激湍峻嶺之を阻し、極めて險要なる地なれば、賊の此に據り、暫く鋭を養ふて後北方に突出するは、官軍の最も憂ふべき所とす、故に山縣參軍は前議に據れり、按に、當時賊亦矢部濱町に屯聚し、未た其出る所を知らず、因て我諸旅團も亦姑此に休息し、銃砲の聲を聞かざると連日なるに至る、參軍他日人に謂て曰く、灰塚の軍議彼の如くせず、短兵急進して追躡せしめしならば、或は一擧粉碎するを得しやも、未た知る可らず、西征の役、唯此一事のみ、今に至るまで自ら得失何如の顧念を有すと。

河原(カハハル)

加勢川の源なる一村にして、阿蘇郡俵山の西麓に近し。○河原瀧は勝尾川の源にて、高七間廣二間、俗に白糸瀧又はヨリ姫の瀧とも云、里俗の說に木山惟久入道紹宅、木山在城の時、宮園村の兵部と云へる美童あり、惟久の侍童たり、妖姫ヨリヒメと云ふもの之に通せりとの怪談あり。

飯田山(イヒタ)

木山の南方の一嶺なり、嶺下の赤井、木崎、砥川、少池の諸村今合同して飯野村と曰ふ、山南を木倉(キノクラ)七瀧の二村とす。○征西戰記云、四月十三日、賊御船の山中より出て、隈庄を伺ふ、第三旅團之を偵知し、兵を飯田山、甑見(クミ)坂の二所に出す、賊いまだ之を曉らず、十四日拂曉、賊先つ飯田山に來る、我兵邀擊之を破る、須臾にして賊又高野山より出つ、我兵高に憑り之を擊ち、北るを追て山を下る、山下に溝あり、賊其隘に伏す、我兵之を走らせ、進て土山砥川小池の諸村、其他數處の賊を擊ち、所在に放火して歸る、飯田高野二山の戰、午前八時より午後二時に至る。

國志云、飯田山は一郡の高峰にして、山坂甚嶮し、山上に常樂寺あり、又此山中風穴と云ものあり、田口庄の寨址は、田口平と字す、常樂寺は天台宗を奉し、熊本府を去る四里、推古帝の時、僧日羅の開基と云へり、元亨釋書曰「州之味木邑也…、一日登飯田山寺、有大藏若經、遂以彷眼慧、雖雜加備員、年十四投飯田之常住、學顯密之教、後著當座主星淳之上足也」と、今僅に小堂を建て、其跡を遺すのみ、古佛數軀あり、此山飯野山と相接し、山中に礪砥を出す、其傍川(トカハ)と呼ぶ邊に礪粉に似たる白土あり、土俗ギチと呼ぶ、常樂寺の一鳥居は土山と呼ぶ里に遺殘れり、此より堂まで一里許、又云、飯田山寺本尊千手觀音にて、日羅法師の像は甲冑を著けて馬に乘れり、此寺一號大學院といふ、砥川に同寺址あり、

(砥川)

寺號を逸す、石塔の損崩せるもの散在す、中に阿彌陀院を刻せる高四尺計の石あり、寶治二年戊申の文あれど、分明ならず。○又云飯野山下の木崎(キサキ)に湯泉あり、其近傍に六尺四方の大石に、天文二十四年の銘文あり「予遍有難解入之一路、以般若之方便力、普引大悲…」の數句を刻す、湯觀音堂と呼ぶ一字もあり、此里の鎭守荒帆明神は日羅法師隨從の舟夫四十八人を祭れりとて、祠堂に新古九十六體の像を置く。

(木崎)

赤井(アカヰ)

今飯野村に屬す、木山驛の南十數町、飯野山の下なり、續泉志に「赤井村前田の鑛泉、溫六十八度、浴室一所、御舟町を去る一里半」と、是木崎湯を再興したるにや、又木山右馬太郎惟久入道紹宅の館址あり。國志云、木山紹宅が赤井里記曰、

鄉を木山とかや、里を赤井と云侍りけるに、廿餘りより心の外に住馴れ、所の地景を見るに、東南は山に近

く、朝日影めてたうして、月の光も長閑なり、西は田つら程遠く、一里許に湖水を湛へたる所あり、それより地なみたいらかにして、遥に海を隔て、高貝といへる山眼にさへぎり、落日のさま觀念を催し、北は里續き國府も遠からず、市人のたより有て行歩遥かに見ゆ、里は淸水漭々として又靜なり、澤邊の螢も、心あらん人は見遁おほからんかし、云々。

六箇(ロクカ)　今六嘉村と云ふ、飯田山の西にして、田野卑低なり、飯田山中の溪水之に灌し、廿木川と爲り、福原川を合せ、村北にして加勢川、江津川と相會す。往時は此諸水會流の邊、一面の沼澤にして、潤海をなしきと云ふ、故に今田野の間に、某潤某島と呼ぶ字多し。六箇は舊莊號にして、上益城託麻の二郡に渉れり、託麻文書、建保四年、建長八年のもの以下に、此庄名多く見ゆ、此地蓋其治所なりしにや、大嶋白河緣河の間に亘れり、早岐文書云、

肥後國六箇庄小山郷地頭、早岐判官代講巷法師、法名正心代隆信、與當庄惣追捕職給主、木原孫四郎宜孝代行信、相論所務事

右彼相論者、於得宗方召調訴陳狀、有其沙汰之處、去三月四日、兩方令和與之間、所被註進也、爰如行信狀者、當庄惣追捕使職事、於本領地者、致所務者也□河木崎上安永鯰郷者、爲新補地間、自往古不相綺之由、隆信申之間、番訴陳之問答、以和與之儀、向後惣追捕使不可相綺小山郷云々、如隆信狀者、惣追捕使向後不可相綺當郷由、出狀之上者、所止訴訟也云々者、此上不及拷儀、相互無異論、可令領掌之狀、依鎌倉殿仰、下知如件

正和五年五月十二日　相模守判
武藏守判

惟澄申狀、正平三年九月の條云、今月四日、馳向六箇莊、燒拂御敵宅所等、其外先々守富、隈牟田、河尻、詫磨、庶子木、須屋、立田、山本以下燒拂之、

上島郷(ウヘシマ)　和名抄、託麻郡上島郷。○今上島村存す、大川村六嘉村等も本郷の屬地なりしにや。國志云、今益城郡隈莊上島村、阿蘇文書、嘉曆元年、上島惟幸、與上島善賢、爭論地頭職、鎭西探題北條英時有下知狀、又康永三年、太宰少貳賴尚奉文曰、六箇莊內上島、據此、上島郷後停郷爲村、屬六箇莊、々屬入益城郡、又屬隈庄。○再按、和名抄上島郷は今の上島にあたると云ふも、益城郡に加西郷のあるありて、其地は加勢川の緣邊なるべければ、上島村は本來益城の加西郷にして、託麻の上島郷にあらず、不審、沼山津などの邊を上島郷にあつべき歟。

當麻郷(タイマ)　和名抄、益城郡當麻郷。○今詳ならず、當麻の名は和州に在り、當麻(タキマ)とも曰へり、彼例を推せば、本郡の當麻も郡名託麻と同一にや、又當麻郷は御船木倉邊歟と想はるゝも其徵なし。

子桜郷(コザクラ)　和名抄、益城郡子桜郷。○今詳ならず、子桜の訓亦其例を見ず、或はいふ子佐の誤にや、後世甲佐に訛れる歟と、高山寺本には子桜に作る、桜はクラとよむべし。

(万願寺)

上島(ウヘシマ)　今上島村といふ、六嘉の西南にして、御舟川緑川村南に於て合流す。國志云、上島村に萬願寺(マングワンジ)と云ふ枝村あり、萬が瀬とも呼ぶ即渡口にして、此にて七瀧川(御舟川)をわたり、甲佐に至るべし。○按に、緑川南方より來り、上島の犬塚山に觸れ、漸地西折す、万が瀬は眞瀬(マサセ)の義なるべし、萬願寺は更に萬が瀬に附會せる稱ならん、又上島は緑川木山川(加勢川)并に七瀧川廿木川の環流する所にして、地勢全く島狀を成す、小字に中洲と呼ぶ所あり、又村中に萬願寺と呼ぶ小堂あり。

犬塚山(イヌツカ)　國志云、上島村の萬が瀬に在り、慶長の頃まで、緑川御舟川等年々の洪水にて、甲佐谷も山潮の漲溢る事ありて、近境悉く荒地なりしを、加藤公水利を考へられ、塘堤を築かせ、農田の災を避け、民庶を賑はす、大釜淵、猫伏淵は東南の岸下、緑川の流にあり、犬塚山の下を横に穿て深かりしが、享保の洪水以來、砂石に埋れて今河原と成れり。○阿蘇惟澄申狀に、一色頼氏の弟頼行を、犬塚原に斬る「延元二年四月十九日、一色少輔入道下國之時、武重相共馳向犬塚(イヌツカ)原、致散々合戰、一色入道舍弟、右馬助入道以下、於當手討取畢」云々、ここにや又他所にや。

加勢川(カセ)　又中之瀬(ナカノセ)川と云ふ、河原村并に小森の奥俵山(阿蘇郡)に發し西流、津森郷、腰尾木山等を過ぐ、故に又腰尾川とも木山川とも呼ふ、沼山津の西に於て、江津川、廿木川、福原川等と相會し西南流、犬淵(今大川村の大字なり)に至り緑川に入る、長凡九里。○按に加勢とは、和名抄の郷名加西と相因む所ある歟、然れとも此木脈の兩傍に、加西郷と想はるゝ地なし。

加西郷(カセ)　和名抄、益城郡加西郷。○今詳ならず、加勢川の名の在るに因れば、六嘉村上島村などてそ、加西郷の舊域と想はる、然るに上島は和名抄託麻郡上島郷なりと曰ふ、不審。

鯰(ナマヅ)　今仲間(ナカマ)、犬淵等と合同し、大川村と改む、鯰は津古の南二里餘、御船甲佐隈庄等に向ふ要路にあたり、上島村と相隣る、鯰の名は加勢川の鯰淵より起るとぞ、早岐文書、正和五年、六箇庄鯰郷と載せたり。征西戰記云、四月十三日、山川中佐濃霧に乘し浮橋を緑川に架して中洲に至り、哨兵を配布す、賊加勢川堤上にあり壘を挑む、十五日、斥候還り報して曰く、賊線右は川尻に聯絡し、左は砂取村に接し、堤に依て堡壘を築き、舟筏は悉く挽て北岸に在り、河流徒涉すへからず、但賊の

(仲間)

然頗狙喪の色あり、既にして間諜歸り報す、賊中川尻の陣營を毀り、爲に頗る擾亂し、乃ち流を隔み見るに、川尻に方りて火焰の騰るあり、而して賊兵退却し、中佐以爲らく、是衝背軍の左翼兵果して川尻を陷れ、敵を驅て深く潰入せしならんと、日將午を下る時、急に兵を部署し、後兵をして數隻の舟を擁はしめ、賊を加勢川の北岸に亂射す、賊俄に守を棄て走れり、因て急に兵を北岸に濟す(此渡は方言か崎より東に當る、下仲間村の內なり)將士進で賊壘を陷み、奮擊して賊を斬殺す、賊尙拒戰を試み、村落竹樹の間に潛伏す、中佐隊を分ち左右の兩翼に備へ、本隊を以て徐に前進す、已に市街に近つくや、更に寬介、豫備隊を率ひ、其六俵に至れば、則ち一賊を見ず、而して城兵來り援ふ、我に官軍たるを知らず、彈を放つもの再三次、中佐乃ち之に諭さ、喇叭を吹かしめ、徒歩して城下に達し、旗を揮て城兵に示し、聲き呼て曰く、別働第二旅團右翼指揮官、山川中佐、撰拔隊を以て賊を破り至ると、時に午後四時なり。

(味木)

甘木（アマキ）

今高野村と合同し、高木と改む、飯田山の西麓にして、六嘉村の東南に接す。甘木川は飯田山の南なる田代谷(今七瀧村大字田代)の水にして、西流木倉（キノクラ）に至り、北に折れ甘木を過ぎ、六嘉に至り、濱原川と共に加勢川へ入る、屋形川とも唱ふ。

國志云、甘木は昔時味木と書せり、元亨の昔に味木莊吏源次と見え、此人は青元曆の比の在住にて、嵯峨源氏渡邊黨ならん、木稱早川村渡邊氏の事參考すべし、又木朝高名傳に、味木は甲斐源氏安田三郎義定の後胤也、義定嫡孫、安田三郎義治、肥後國に下り、益城郡を領し、味木莊に在城して、味木を稱號とす、味木次郎四郎久與、鹿苑院義滿將軍の供奉を勤む、夫より上方に居住して、公方家當代衆三十六人の內、左の上座也とあり、甘木に屋形川と云ふ名あれば、安田氏の城蹟即此なり。

木倉（キノクラ）

甘木の東南なる山村なり、永壽寺は今眞宗なれど、寬文中興以前は台家にて、此に甲斐宗運の墓あり、木倉より東矢部に通ずる山道に、雛見（クミ）坂(又苦身坂)の險あり。

國志云、木倉永壽寺に宗運墓あり、事蹟通考曰、阿蘇家至惟將之世、其勢益盛大、領阿蘇益城二郡、始屬大友、後從龍造寺、至惟將、有甲斐親直(入道云宗運)爲其宿將、天正六年、大友氏敗、爲島津義久所破、兵勢大衰、義久犯肥後、雖然阿蘇領不敢入兵者、全因宗運之力也、按に宗運は御船に居り、晩年名を惟[illegible]と改む、此人智謀勇略あり、文武を兼備したり、天正十一年、木崎温泉に到り卒す、此所に葬る、惟將宗運が島津氏と修交應答の文書、世に傳ふ、以て其苦慮を見るに足る。

御船（ミフネ）

今御船町と稱し、上益城の治所とす、七瀧川の左岸にして、舟筏を川尻字土に通ずべし、人口二千。

御船は、丁丑の亂に、薩軍の屯營せる所にして、一方の要害たり。征西戰記云、御船は熊本を距る五里、其營位に在り、川(卽御船川)を帶び阜(俗に御船の臺と稱す)に倚り、濱町に赴くの道を扼す、初め賊の衝背軍を防くや、守を此に設きしが、四月十二日、我別働旅團の爲めに敗られて走る、別働第三旅團乃之を守備し、十四日賊の飯田より隈庄を襲はんとする者を卻けたり、既にして衝背の熊本に通ずるを聞くや、皆去て熊本に入る、大山少將之を聞き、喝して曰く御船決して棄つ可からずと、再び兵をして之に向はしむ、十七日、綿貫少警視六百餘を率て發す、時に賊既に來て之に據れり、我兵未之を知らず、上島橋を過ぎ、猝然賊に陣原に遇ひ、爲めに圍まれ劇鬪日暮に及び、加勢川に退く、廿日、別働第二旅團の諸隊進御船に向ひ、山田少將も亦隈庄を發す、賊は御船の臺を占め、堅壘十數個を其要害に列ね、草間に出沒して我兵を下瞰し、守備頗る嚴ふものゝ如し、而して我中央兵の進路は、木田にして阜を負ひ河を前面にし、但我右翼の對岸緑川の傍に屹立の一山あり、圖子場山なり、其山尾延て賊屯の郊原に連接す、少將曰く、先に圖子場山を領し、據て以て下擊せば勝算我に在り、今日の天王山なりと、撰拔隊をして緑川の淺瀨を徒涉し、圖子場山に占據せしむ、圖子場山既に我に歸し兵氣大に振ふ、乃ち御船の陣に迫る、諸兵之に從て進む、時に左翼の兵は高が瀨より進み、右翼には別働第三旅團の兵、甲佐口より進み、西南北三面、數十丁の間一大戰場となり、砲烟天に漲り喊聲山河に振へり、其別働第三旅團は妙見坂台場の賊壘に迫り、諸兵の相踵で進むを見て、直に緑川を渡り大砲を妙見坂下の高地に移し、又別働第一旅團の後軍一大隊、犬[illegible]山の背に列し、御船川に沿ふて進み、小坂村に至り、附近所在の賊を掃ひつゝ、御船山に迫る、既にして山田少將其軍左の犬[illegible]山に登て指揮し、中村中佐左翼隊を將し奮進、賊甚亂し、賊色沮む、終に直に敵壘を拔き、御船原を下り、追擊して御船の市街に入る、午前九時なり、御船山井に妙見坂の賊壘、皆一時に潰り、官軍三方より町中に入る、[illegible]外賊屍累々たり、賊[illegible]の隙、急く去棄して町中に在り、東北の賊は皆妙見坂に向て潰へ、山中に遁る、午後賊徒の[illegible]、山中所々に擾つ、賊其[illegible]人は矢部濱町に遁き、[illegible]人は木山に向て退路を求めたり、是賊や官軍死傷百許、賊を殺傷する殆んと千人に下らず、(戰場より退路に棄去る所の死者を算したるに數百人あり、他も亦推て知るへきなり)他日降賊に問ふに、其大敗を以てすれは、必先つ御船を以て答へたりと云ふ、又云、午前御船原の戰酣なる時、山田少將御船川を渡り、其北岸を進み、狙擊隊を矢部道の傍に伏せ、賊を待たしむ、賊果して此道より走る、彈に應して斃るゝ者二百餘人を數へりと。

御船城址（ミフネ）

國志云、御船は初め御船[illegible]守行房と曰ふ人

在城すとぞ、永正中より甲斐大和守親宣、其子民部太輔惟員、(初名親直)其子相模守親秀(入道宗立、九州治亂記には三河守鎭隆とあり)相續て在城す、親宣は日州高智穗の鄕士也(按、甲斐氏は元菊池家より出つ、菊地十代武房三男、六郎武本故ありて甲斐國へ移住す、武本四代孫、民部太輔重村、足利氏に屬して肥後國還入の御教書を賜はり、甲斐國を出て先豐後國に至り、大友の加勢を受得て、建武五年九月、菊池武重と合志郡楯嶽の麓に戰ひ、重村敗北して又豐後に至り、終に日州に移居し、土持宣綱に從ふ、重村高智穗に居り、其曾孫重宣、御船に移居す)〇又云、阿蘇文書に「興國六年十月、囚徒筑後三郎、寄栗隈本庄御船城之間、官軍等出向」云々、此時の城主何人なるか、太平記、應安七年(南朝文中三年)の條に、御船河内守貞安と云者あり、此地の人なりや、不分明、又五條頼元の書にある御船御所も、此益城郡の御船城なるか、詳ならず、將軍宮宇土津より御船へ渡御、其時頼元阿蘇惟時と面會ありしと見ゆ、此頃惟時も歸順の志ありて、當に將軍宮に謁したるならん、同時に頼元より惡良惟澄へ送れる書に、小次郎とあるに據れば、惟澄が正平三年三月、筑後守に任ずる以前の事と爲すべし。

「先日於御船御會之時、申承候之條、日來之本意滿足候、向後者猶内外、可申承之由存候、御同心候者、彌恐悦候、抑將軍宮此間御逗留、當山薩方并被□御籌議候、被左右已御案之間、來廿七日可有御發向筑後候、仍被下令旨候、御參候者尤可目出存候、其子細以御使令申候、恐々謹言

二月十五日　頼元判

阿蘇大宮司殿」

「御發向筑後事、先度被仰候了、急可令參行候、八代城事當時人□□□間、面々歎申候由、内河内々連々申上候、所申不便候歟、早速道行候者目出候、恐々謹言

二月廿三日　頼元判

惡良小二郎殿」

永正十年の比、大宮司惟豐と同姓惟前合戰に及び、此時惟豐の招に依て親宣屬從し、終に惟前を追却し、惟豐再び舊職に復す、惟豐親宣が勞を感賞して四百五十町の領地を與へ、日州境南郷(ナンガウ)岩神の城に居らしむ、大永六年御船河渡守行房叛て惟豐の下知を得て、親宣御船に到り、若見披峠に陣を張り、終に行房を討て勝を得たり(若見披峠、古閑原村邊より御船へ通ふ路の坂を腹切坂と云、傍に大松あり、行房敗軍して腹を切たる所也と云傳ふ)依之大宮司より御船千町を賜り、御船に在城せしめ、後に阿蘇家の一老となり、親宣卒後、同子惟員相續て、阿蘇家に仕へ、軍功數度、豐後大友、肥前龍造寺等も□□多し、後剃髮して宗運入道と號す、天正十一年七月卒す、子相模守親秀も當城にあり、宗運死後其の山城を攻て、綱田□部左衛門を追落し、同十二年三月、島津家久の大兵當城を圍て、□□に攻動かす、親秀城を退去す、同十五年六月、佐々成政入國、同六月、宗立は□□□□兩國武等と同く一揆を企て、隈本城を攻圍むと云へとも利あらずして退散し、後に六箇村にて誅せらる。

白旗山(シラハタ) 御船の西なる一丘にして、其村里を山出とも、白旗とも稱す、大武明神此に在り、土俗、源爲朝が旗たてし故跡とぞ。
國志云、隈庄合戰記曰、宇土より隈庄後詰として來りし大河六彌太、成松式部左衛門は、渡邊休實が勢と沈目村邊にて戰ひ、十分の勝利を得て、暫く休息せんとする處に、甲斐宗運隈本の勢を率して馳付け、大河成松を始め兵士多く討死す、大武明神の社人田上周防、大河六彌太を討取る、云々。

邊場(ヘンバ) 白旗山下、御船原の別名なるべし、又邊場山と云ふは、白旗山に同じ。〇征西戰記云、四月十二日、官軍隈庄より進み御船を襲ふ、與少佐の隊は綠川を渡り、先つ邊場山に向ふ、賊兵其規ならず、諸隊接戰して御船を陷る、一隊は犬塚山を取る、是戰賊凡三百、官軍六百四十賊の死傷七八十許とぞ、是日、賊將永山彌一郎死す、聞く、一民家に投じ、火を放ち屠腹自盡せりと。
國志云、慶長年間、國主加藤清正侯、綠川を割き邊場の井手を掘せて、數頃の水田を養はしむ、此時家臣大木土佐を普請奉行とし、家司行原某をして奉行せしむ、此邊原至て瀬氣なれば、夫役大に弱る、然れども酒を與へば必笑ふ、夫役等此を知て酒を少つゝ勧めたりと云、其小屋の跡今にあり、里人酒を捧げ、祭祀す。

御船原(ミフネ) 白旗山の西北方、綠川七瀧川の合流する處を云ふ、今白旗村、豐秋村、陣村等の管内とす。(國志云、御船原の井原の田畔に、古墳碣に苔あれど、文字見えず、山伏塚と呼ぶ、又陣村の野に塵塚あり、西に向て穴あり、前に大石を置く、穴に這入る事二間ばかり、方二間許の洞穴あり、東の方大石を壁にして、朱にて塗り、蛇の目の紋三つ付たり、何れの時何人の所爲たるを知らず。

早川(サウカハ) 村名なり、今白旗の大字と爲る、舊綠川の會灘にそへる地なれば、此名起ると云ふ。
國志云、早川城主は、渡邊近江守□秀村の築く所とす、秀村は阿蘇大宮司□□に仕へて、建長五年(建長中の宮司は惟景也)本城内、七半清里方三百餘町を賜はり、南早川村に城を築きて移る、因て早川を家號とす、天正中に至り、佐々成政に仕へ、後邑を失ひ隈本に移る、一書曰、甘木庄南早川村、嚴島□野天神、三社一宮は七半清の在々の産土神也、七半清とは早川十八町、津志田田口吉田中山合五十五町、豐田九十町、六箇百六十町、都合

三百餘町、是を七牛瀬と云ひ、阿蘇神領の地也。

七瀧（ナナタキ） 今村名と爲る、此瀧は御船の東二里の山中にして、七瀧は金内山に出で、東流して御船の東を過ぎ、(一名御船川と云ふ)上島村に至り緑川に入る、長凡八里。七瀧村と稱するは、上野、田代の兩大字に分ち、其東は中島村（金内郷）、南は水越村に接す。○國志云、七越瀧（ナナコシ）は上野に在り、金内川の流にて、水越の山よりも流入る、瀑布高三十間、横六十間、淵三四間、此邊に尾平山あり。

田代（タシロ） 今七瀧村の大字なり、上野の北にして、昔木川の水源なり、團假田山の陽にあたる、月見瀧と呼ぶ瀑布あり、

水越（ミヅコシ） 七瀧の南にして、甲佐村の北に接す、山間の寂村なるが、土俗征西將軍の故蹟を傳ふ。國志云、水越の將軍堂は、神體衣冠束帶の像を安す、又敵國の樫の木の下に、山石三つ重ねて、之を將軍廟と稱す、按に後征西宮の遺跡歟、然れとも當時阿蘇家の向背に附き、形勢を參考するに、天授三年、阿蘇惟武踐打にて戰死、其子惟政矢部に居りて南朝に屬す、肖村は正平十九年南朝を背きて北朝に屬し、南鄉に居り、後に甲佐に遷る、如此南北大宮司を異にして、相敵視す、其中間なる水越に將軍宮在りとは不審なり

中島（ナカシマ）（金内） 七瀧の東なる山村にして、矢部濱町の北に在り、山驛を金内（カネウチ）と云ふ、御船より金内まで五里、金内より濱町まで二里とす、此村は御舟川の水源にして、溪澗に西條を出す、土人團子石と呼べり。征西將軍記云、四月廿日、御陣官軍の有に歸し、船底山、鄕見坂一帶を守備して賊を追跡するも、變賊の影を見ず、賊情實應矢部に走れるなり、乃斥候を矢部地方に出し、賊情を偵察せしむるに、賊は金内に屯し守兵を水田尾に出せりと云ふ、既にして村民の來り報するあり、曰く萬坂及び北近傍に賊兵防禦せりと、金内は御船より鄕見坂を經て矢部に至るの沿道に在り、萬坂は甲佐より矢部に至るの路に在り、矢部の地たるや據らすに群山を以てし、進軍の路、この南面の一方あるのみ。

宅部鄕（ヤベ）（矢部） 緑川の上游、山谷數里の地を占む、矢部莊と云へり。和名抄、益城郡宅部鄕。○後世矢部に作り、阿蘇惟澄申狀（正平三年）に、矢部莊見ゆ、中世阿蘇家の領知に歸し、大宮司惟次は移りて濱町に居り、矢部屋形と號したることあり（古書或は野部に作る）

濱町（ハマノマチ）（宮原） 今濱町村と云ふ、矢部の首邑なり、御船の東七里、昔名宮原と曰へり、肥日豐三州の交界なる高原地の一部を占め、所在の溪澗は皆西南流、緑川に入る。國志云、濱町は今矢部手永の會所にて、昔宮原（ミヤバル）とも曰へり、阿蘇大宮司在住の頃、黑川の濱居形の號を移し呼ばしめ、濱町の稱起る、氏神小一（コイチ）領明神社あり、阿蘇の分祠なり。土俗の說に曰く、上古此邊を鷲峰山と云ひ、阿蘇神巡國の時、山谷深しかりし中に、一字の茅屋ありて、老翁栖めるが出て、君は常人にてましまさず、能く人民を和して此地に君と成給へと云、其所を成君村と號す、夫より明神谷に出給へば、日既に黃昏に及べり、其所を日暮崎と號く、一宿して駕を休められし所に祭り、をどまり明神と崇め、幕を張りし所を幕の平、馬を放ち返し給ふ所を馬の谷と呼しに、仁平久壽の比、宇内八郞此邊に遊獵せられしより、鷲峯山を改て矢部莊と稱すと。

濱館址（ハマヤカタ） 今城平と云ふ是なり、當時號して濱御所と曰ふ、又陣之内と呼ぶ、濱町の北に接す。阿蘇大宮司惟次の時、始て此に別館を置くと云ふも詳ならず、延元元年、惟時より以下十五六代此に居れりと云ふ說、徵據あり。阿蘇家の神牌は、福王寺に安置するものあり、天正の末年、惟光大宮司まで、濱町館に在住す。國志云、玄察覺書曰、惟豐の時に、京都內裡御修造、可被成御勸との御事にて、永祿十三年九月、勅使として烏丸大納言光康卿、矢部濱館に御下向、[illegible]給ふ、自國他國の御領内を御勸め、金子を集め給ひしが、海内戰爭故、人心も穩ならず、[illegible]のぼさせられて、禁裡御[illegible]云々（一說に[illegible]前に[illegible]せられ、敵を攻へずして日向に[illegible]り、其の所領の地を[illegible]はる、是より[illegible]す、[illegible]を總して阿蘇[illegible]田城を拔き、[illegible]す、天正[illegible]營の功を以て從三位に陞る、時に惟豐矢部陣内に住して濱屋形と稱し、阿蘇益城の二郡、及び[illegible]、宇土郡郡浦、飽田郡新開、正覺、網江、谷野、玉名郡日置、薩摩國[illegible]、筑後國[illegible]、肥後國井田、大宰府安野、山田、宗中、坂田、日向國[illegible]等を領し、併せて三十萬石を食むと云ふ、後ち從二位に進み、十二年を以て薨ず、二子あり惟光[illegible]）[illegible]天正十三年、御舟城[illegible]に攻落されしよりは、大宮司の濱の屋形も亦荒なしとて、家人の[illegible]高森、男成、早川[illegible]、中山の田上、[illegible]用、上島の田上、北里、下城、坂梨、西、北、迫、井手、村山、從原、下田等の人々一同に申談し、後室を小宰相と云る局の實家へ供奉す、代々の文書并神寶び雜き寶物は、男成宮の寶殿に隱し納め、男成一大夫之れを守護し、綸旨口宣下文等は坂梨孫[illegible]に預け奉り、其外の道具類は濱館の内に、人の不知穴藏あるに隱し置き、迫井手の兩人在番し、大宮司母子は不斗上京せられたりと申觸し、床居の大門を閉て締切、小門を開き往還を嚴り、不淨を忌むとて、諸人の出入を禁制す、幼主惟光并善の二人は坂梨孫太郞供奉致し、[illegible]用矢部の境、目丸の深山幽谷へ忍び隱し、時節を待つ。

幕之平（マクノタヒラ） 濱町の西北、金内に至る路邊に在り、大字山田に屬する山野にして、馬之谷（ウマノタニ）と云ふも此なり。國志云、阿蘇大宮司惟退、初め子なかりければ、家を[illegible]に讓り、

其弟惟宗惟歲の讓を受るに及て、惟忠と相諧からず、終に擁戴して惟家を擯し、其子惟憲を立つ、惟家守護菊池重朝に投し、尋て鬪爭を爲し、十七年惟忠卒す、惟家兵を募りて惟憲を攻む、菊池重朝自ら將として惟家に赴援す、相良爲續又惟憲を援く、兩軍幕平に會戰し、（洞然長狀に幕平を馬門原とす）云々、此會戰せし幕の平は此所を云ふ歟。

御嶽（ミタケ）　近年、濱町の東北なる諸村を合同し御嶽と曰ふ、野尻、田所、成君、入佐川、井野等の大字あり。國志云、横野瀧は矢部川の流にして、高二十三間、横二十間、此邊の山野には、田毎の月と云事あり、山腰所所に、方三四尺ばかりの水田、高低曲直に隨て、棚を釣たる如くにあり、里俗は百阿職（ヒヤクセマチ）と稱す、此水田に映る月影不孤、田毎の月即是也、此水田ある崖の下は、横野の瀧の下にして、川筋穴の如くにして淵深し、又横に大なる穴あり。

男成（ヲトコナリ）　今御嶽村の大字あり、男成嶽と呼ぶ一峰あり、山頂に觀音堂を置き、山下に阿蘇明神を勸請し、男成宮と稱す、中世大宮司家此社頭にて元服するを例とせりと傳ふ、阿蘇文書の中に、

「やへのおとこなりのかうの内
一所　上かわいのゝ村、一所　いわたての村、一所　井けしりの村、一所　おはらいのむら、一所　おのしりの村、一所　いさうはらの村
この六ヶ所の夫、凡て一人つゝさいらんの時は、本方よりめしつれられ候よし御申候、せんせんのごとく、さおいあるましきよし、上ゐにて候
文明二年かのへとら二月十日　惟世（仁田水）
おとこなりさへもん三郎殿」

「今度爲出陣祈禱、九州肥後國野部男成御宮に、太刀一腰請合拜進候、仍役太刀之事、末代可爲御財物者也、
仍寄進狀如件
文明九年丁酉九月廿四日　阿蘇前大宮司宇治惟忠」

七里川（ナナサト）　綠川の一支源にして、濱町の東北なる山溪より成る、今御嶽朝日（三之口）名連石（ナレイシ）の三村、此山溪を占む、北は阿蘇郡南鄕（高森莊）に至り、東は同郡高千穗鄕に至る、西は中島村、南は小峰村なり、方三四里の廣さあり。國志云、七里川は水源五所、一は南鄕高森庄の山野境、矢部莊上河の口村の內、清水越山の邊より流出つ、是を上河の口川と云、其末を鶴底川と云、牛か瀨川に入る、一は南鄕高森莊の堺、牛か瀨村の山野より出て、牛か瀨川と云、一は同高森莊の堺、上名連石村の內、黑仲宮山の邊より出で、黑川と云、夫より上名連石村、麻生村、川仁村等を經て、牛か瀨川及び鶴底川に相會し、同莊稻生原村を經て、男成川に落合ふ、男成川の水源は男成嶽、又は稻生原村の邊、山野より流出て、同莊田吉村の末に會す、是を七里川と云、夫より綠川に流入る。

小峰　此一村、今阿蘇郡の所管たり、濱町の東南にして、馬見原（阿蘇郡）柏葉（日杵郡）の山野と相接し、綠川の水源とす。

三方山（サンバウ）　小峰の南なる峻峰にして、內大臣山の東に並ぶ、綠川井に椎葉川（日州耳川）鞍岡川（日州五箇瀨）三水の源とす。

菅（スゲ）　今矢岡田吉目丸の諸村を合同し、白糸村と改稱す、小峰の西に並び、濱町の南に隣る。征西戰記云、四月二十九日、熊本鎮臺兵金內隊より濱町に至る、即其一中隊を成君村に、一中隊を馬見原に遣る、賊軍の濱に出つ、哨兵擊て之を卻く、又賊凡三百許、菅村に侵入し、將に第一旅團濱町の道を斷たんとす、又擊て之を卻く、山縣參軍此警報を聞き、書を第一第二旅團に飛して曰く、敵之に應ずべし、また第三旅團に通牒し其連絡を斷くすべしと。

內大臣山（ナイダイジン）　菅村の南嶺にして、奈須莊（椎葉）五家莊の窮境に跨る、土俗內大臣平重盛の隱匿せる所と稱し、種々の說を爲せり、險巖の中に屋形のハエと呼ぶ一墟あり、叢祠を置き、男女兩神體を祭る。

目丸山（メマル）　內大臣の西に并ぶ、山下の村里を目丸と云ふ（今白糸村大字）山南は五家莊に連る、幽谷の山谷也、天正十三年八月、薩州勢亂入の時、阿蘇大宮司の一家、濱館を沒落し、幼主を目丸山中に匿したることあり。

「今度薩州衆、於在々所々、以現形下方何も落去候、眞に不及是非候、然者被籠御供申、如斯山中に候、其口石をおとし木をふせ、相ふせかれ可爲專要候、かならず追而出意之方へ、一稜可被成御扶助之由候、爲其取合、御不可存疎々候、恐々謹言
閏八月十二日　親春判
目丸山中」

「於今度被相口、被取出候南放火、不及是非候、目丸之儀、山籠之事に候、殊に在陣候間、必要候、彌各相談可勸出貞事、連々之首尾、此節候、必以時分、一廉可申斷候、不可有油斷候、爲存知候、恐々謹言
閏八月十六日　惟光判
目丸山中」

愛藤寺城址（アイトウジ）　白糸村大字犬飼（イヌカヒ）に在り、阿蘇家濱屋形の要害にして、台家の寺蹟を轉じたるものとぞ、其創築の事は詳ならねど、小西加藤の國主たりし時、城代を置き矢部を鎭壓せしめし所とす（小西氏の城代結城彌平治、加藤氏の城代長尾興前）慶長十七年、城代を罷め破却せらる。（阿蘇家矢部の要害、綾觸甲の南城と云ふは、愛藤寺土土呂の南寄を指す、土土呂（トトロ）は濱町の東なる讀の名にて、其邊岩尾と呼ぶ地に寨址存す。

萬坂（マンサカ）　濱町の西二里、甲佐に通ずる嶺名なり、此邊を今下矢部村と稱す、綠川の北岸なり、猿渡、鶴井、

（續據）

舊木實の大字[illegible]、地學雜誌云、[illegible]石室山に石綿を産出す、其狀山腹に累々堆積する[illegible]岩を貫通し、脈をなし露出せり、其幅の厚さは一尺内外にして、薄きは二寸乃至五寸、二、三條に分岐するものありて、其厚薄不定なり、脈の走向は南五十五度、東に且り南西に傾斜す、其延長僅四米突許なれば、此一脈にして多量の産出到底望むべからず。

甲佐嶽（カフサ）

萬坂の西なる東[illegible]（ヒガシトモチ）用村の北に峙ゆ、猿渡川其麓を流れて、緑川に會す、山甚だ高からずと雖、形狀秀麗なり、甲佐宮の上宮中宮は山中に在り、甲佐手（今東[illegible]用村大字）は其社僧の坊址にして、今も福城寺を存す。

「[illegible]申狀、御方[illegible]八代之外者、大略以零落之刻、惟[illegible]五十餘人、建元二年二月廿二日、馳上甲佐嶽、[illegible]一族以下、[illegible]小北甲佐與志田、三月廿二日、打出[illegible]田荘、追拂地下凶徒之處、號守護代少貳賴尚之[illegible]人、[illegible]小太郎入道以下數百騎、寄來之間、掛合山崎原、致散々合戰」（下略）

「[illegible]國[illegible]、法[illegible]狀書進上候、殿[illegible]事者、任御[illegible]之旨、[illegible]此[illegible]可有[illegible]沙汰之由、先々雖仰含候、當時合戰最中、[illegible]成軍[illegible]之事、以別儀可伺申之由、[illegible]歎申候之間、[illegible]、從[illegible]等之趣、可仰含候、阿蘇山井甲佐[illegible]料所[illegible]事、宜爲[illegible]御沙汰候歟、官軍任官[illegible]、[illegible]同法運候、可有申御沙汰候、仍言上如件

十一月廿一日　　勘解由次官淸原賴元上

進上　頭大藏卿殿」

阿蘇家傳に、古文帖を參照して、正平二年の書さす、即文中に云へる官軍任官所謂の[illegible]名は、正平二年九月廿日、宇治[illegible]の注進狀あればなり、寺説に、福城寺は推古帝[illegible]元年、洪西上人開基、號甲山辻坊と稱し、台家に屬したり。

甲佐（カフサ）（下岩）

今甲佐町と云ふ、大町、横田、有安、豐內、岩下（イハシタ）、[illegible]野等の大字ありて、人口三千八百、岩下を驛市とす、緑川の東岸に居り、御船の南一里半、宮内は今別に一村を成す、（岩下は元西岸に在りしを、慶長中河道變じて、甲佐の邑内と爲る）

豐内の松尾山（マツノヲ）は、阿蘇家人伊津野氏の寨址にして、甲佐の要害たり。國志云、鬱原合戰の時、天正九年十二月、相良義陽は東掃部に千餘騎を添て、伊津野山城守が松尾城に向はしむ、伊津野之を聞き、緑川を打渡し日和瀬河原に出張す、掃部は岩下村油坂の上に控へたれば、伊津野が兵油坂に走向ふ、伊津野敗北して引べき道もなく、盡く討死す、又云、永祿の比、前大宮司惟前、薩州より歸り、前非を悔ゑられければ、更に惟前へは砥用、中山、甲佐在々にて過分の所領を遣し、甲佐伊津野が居城松の尾の上に、陣の内と云所、三四町四方も有之、平地一面にして、今も大堀のある所に、御殿造りして、住館すと云々。

甲佐三宮（カフサノサン）

阿蘇の別宮なり、岩下の東宮内村に在り。國志云、甲佐三宮大明神は、府より六里、山上に在るを上宮中宮とし、山下に在を下宮と云ふ、社人赤星氏、宮内村を又上揚村とも曰ふ。

阿蘇家傳、甲佐神、八井耳玉命は[illegible]御子惟人神なり、氣長足姫[illegible]韓國を征討坐し時、官軍に仕奉りて功あり、故此神の御廟を祭るには武事を主とす、正平六年八月、甲佐神官等の牒に「我神者[illegible]阿蘇大明神御[illegible]子、（此阿蘇大明神といへる混れは外にも例あり）南鎭管領之鎮守也、神功皇后三韓征罰之時、自天被授金甲、依奉[illegible]皇后之軍、甲佐宮社由、是[illegible]號也、自爾以降代々之崇敬異于他、就中後鳥羽院御宇、[illegible]久之比、殊以被崇敬、以件小河以下之所々、被寄附之」また此よりさき、永安三年、木原太郎源[illegible]寄進狀に「當社大[illegible]、[illegible]殊勝之社[illegible]也」などある、[illegible]

立券、言上、任[illegible]、[illegible]、國[illegible]、同施行等狀、停止[illegible]院事、并大小府國使入部、同入[illegible]雜事等、阿蘇[illegible]甲佐三箇社浮免田代、建久五年[illegible]內、甲佐宮神[illegible]等事

合田貳佰貳拾壹町

損田拾町[illegible]段

得田佰[illegible]拾町[illegible]段、加守[illegible]、合拾[illegible]町定

郡方免田分佰[illegible]拾[illegible]町[illegible]段、加庄合田内拾[illegible]町定

守富庄合拾玖町、凡[illegible]拾伍町内

八代北郡

南小河、加[illegible]、[illegible]內定

四至　東限[illegible]、南限八代[illegible]、西限[illegible]加志立、北限比多尾辻

北小河

四至　東限南小河[illegible]、南限八代[illegible]小河[illegible]、西限[illegible]、北限守山庄[illegible]

宇土郡　勾野

四至　東限八代大道、南限[illegible]、西限大野岸、北限高井小道

益木上鄉　堅志田

四至　東限横山井立[illegible]、南限大山、西限[illegible]横[illegible]、北限河流井宮山

益東郡　津々良田地拾貳町

依爲散在、不及四至

本例米貳拾[illegible]石、

補損田段米内[illegible]石[illegible]斗[illegible]升

居合[illegible]拾[illegible]切[illegible]文　代[illegible]拾[illegible]石[illegible]斗[illegible]升

右件所々、任建久五年[illegible]八月十九日　宣旨、并大府宣、[illegible]府[illegible]行國[illegible]宣、同[illegible]甲佐[illegible]箇社[illegible]

免田、例下米等代、所被片寄補也、停止　勅院事、并大小府國使入部、同入勘府國役万雜事等、可爲甲佐宮御領不輸之地也、乃立券言上、如件以解

建久六年三月日　郡司（八代北郡）

書生權介肥宿禰判　字土權介紀朝臣判

國使兵庫頭源判　益城上郷源氏判

府使貫首源判　益東權介肥宿禰判

官使藤井　判

甲佐の祠域中に、神廟とて一墳あり、老木森々たり、土俗アカウと呼ぶ樹なり、樹下に「文明十二已亥、村山刑部大輔惟益」と彫れる一碣あり、惟益は阿蘇の家人にて、此邊を知行せし者とぞ。

〇按に甲佐文書に、津々良、有安、寒野、舟津などの地名往々見ゆ、津々良は詳ならねど、有安以下は甲佐の地名にて、現存すといふ。

下益城郡（シモマシキ）

益城の西南部にして、今治所を松橋（マツバセ）に置き、一郡號を建て、三町十五村を管す、然れども松橋及び河江（カウノエ）以下七村は、本來八代宇土二郡の屬域なりしを、何の頃よりか、益城へ併せたり、其地勢截然判識すべし、本編は其海に向ふ所の松橋河江等を下益城より除き、緑川中游下游左岸の地域のみを此下に繋ぐ。

〇下益城は、藩政の時、砥用（トモチ）、中山、廻江（マヒノエ）、杉島及び河江の五手永に分ち、九萬四千石と曰へり。

砥用（トモチ）（原町）

今東西の二村に分つ、上益城の甲佐と相接し、境界整正ならず、東は目丸、西は年禰に至り、南は峯嶺一帶、五家莊種山と相限る、雁俣山（カリマタ）、朝見越、黒原越（五家に通ず）三谷山等あり。

砥用の驛市を原町（ハラ）と云ふ、御船の東南三里、松橋の東五里とす。國志云、甲佐文書、承安三年、木原廟寶狀に、砥用小北兩郷と見ゆ、建長文永頃の阿蘇文書にも、砥持

小北（チキタ）（小北）

小北兩郷の名しばしば識せたり、正平三年のものに、砥持にも作る、小北は今詳ならず、惟澄申狀、興國四年、將衛代饗庭右衛門越人、西郷兵庫允、率筑前豐前以下國々軍勢、馳越砥用之間、致合戰、ともあり、又康永三年のものに、八代庄友知（トモチ）と錄す。

富神郷（トムチ）（友知）

和名抄、益城郡富神郷。〇此郷名訓注を缺けど、止年知にや、止年知轉して砥用と爲れるごとし、神字を牟知とよむこと、和名抄、攝津河邊郡大神郷訓於保牟知とあり、其他古典に未た其例を見ざれど、日本紀に貴字を牟知とよめり、蓋貴神の義に假れるなり、大日孁貴大己貴と云ふ即是也、（文德實錄に大己貴を大名持に作る）疑を存して暫く此に係く。

年禰（トシチ）

元祠名なり、今村名と爲す、砥用の西に接する山村にして、北は中山村に至る、藩政の頃は中山手永の屬邑なり、年禰神は大字佐俣に在り、阿蘇を勸請せるものとぞ。

年禰は、方二里の山野を占め、南に白山嶽ありて、八代郡の種山柿迫と相限る、北東に津留川流れ、諸溪皆之に集まり、其末は中山村に至り、緑川へ入る。

堅志田（カタシタ）（中山）

今中山（ナカヤマ）村と呼ぶ、藩政の時中山手永の會所を、堅志田に置きしに因る、甲佐町と緑川を隔てゝ相對す、大字中郡、馬場、中小路、大澤水、萱野等あり、松橋を去る三里餘。甲佐文書、建久五年益城上郡堅志田四至、

東限横山井立神　南限大山　西限太田横道

北限河流井宮山

とあるは、當時阿蘇社領甲佐宮の一莊園なりし也、其四至は今の中山年禰二村を籠絡したるがごとし。

征西職記云、四月一日、官軍堅志田を取る、時に賊甲佐に在り、三日午前五時、甲佐屯集の賊曉霧に乘じ、堅志田の營を襲ふ、國分少佐（友諒）逆へ擊ち丸に中り死す、我軍撓まず奮戰遂に賊を走らせ、小隊長村田正寛等を擒す、午後五時、賊亦緑川の北岸に據て發射す、我軍一隊は上流の高堤に據り、一隊は機に乘じ上流を徒渉し、又一隊は下流より徒渉して三面合擊す、賊支ふる能はず、營に火し銃器を棄て潰走す、尾擊甲佐に至り市街に放火し、堅志田の營に旋る。國志云、堅志田城、又勢多尾とも、赤蜷尾とも云ふ、神園に在り、阿蘇大宮司惟前の築く所と、惟前は惟長の子なり、惟長隈府に入り菊池氏を繼き、名を武經と改む、既にして國人皆之を惡む、武經難を恐れて矢部に遁れ、終に薩摩に奔り、永正十年、兵を島津氏に請ひ、現大宮司惟豐を攻む、大永三年堅志田に來り、惟豐と兩立權勢を爭ふ、甲斐親宣等相議し和を議り、甲佐、堅志田、砥用、中山を以て惟前の領とし、稱して兩大宮司とす、已にして惟前急に矢部を襲ふ、惟前利あらず潛居終身、其後堅志田には阿蘇の家人西氏北氏等在番せしが、天正十三年、薩州勢に攻落さる。

萱野（カヤノ）

今中山村の大字なり、正平三年、惟澄申狀に「興國四年、少貳頼尚代、饗庭西郷等率筑前豐前以下國々軍勢、馳越砥用之間、致合戰次、阿蘇豐後守府勢、相共亂入萱野村之間、終日合戰之處、及晩引退畢」とあるは此なるべし。

乙女（オトメ）（田口）

元山名なり、今村名に轉ず、堅志田の北に接す、大字田口と津志田（タグチ）の間に乙女山あり、山上に田口某の塞址、井に天神社在り、又津志田にヒナイカミと字する池あり、池中に島あり、村民年々七月、鼓を鳴らし旗を立て、歡呼踊躍して之に祭事を修すとぞ、古墳などにやあらん。

田口は惟澄申狀に「興國四年五月、取田口城之刻、河尻詫磨以下歸向之間、武光相共致合戰畢」と見ゆる地なり。

糸石（イトイシ）

今山崎、巣林等と合同し、豐野（トヨノ）村と改む、堅志田の西にして、濱戸川の水源にあたる、響原と云ふ

(原註) 古戰場あり。

國志云、天正九年の冬、御船城主甲斐入道宗運と、八代古麓城主、相良修理大夫義陽と響原(ヒビキノハル)にて戰ひ、義陽討死す、吉本の記に、討死七十餘人、雜兵共に二百餘人と云へど、今糸石の石碑に彫る處の人名百人許あり、按に義陽は十二月朔日郷の軍卒一萬人を引率し、小川守山より□□神社にかゝり、烽火を焼き、明くれば片志田を押へつゝ、本軍は甲佐城へ攻寄る、一騎に伊津野某以下を討果し、油咬峠に引返す、甲佐の社人共後れ走せに追かけ來り、此由近郷に聞えければ、砥用、緑川、中山等、手勢を引連我も我もと走來り、片平林を中央にして、相其の兵を相應、古麓に甲佐城の由注進あれば、義陽悦びて響の原に陣を移す、抑此響の原は方十町、鏡神峠より二十五町、其間峻隘にして、一條の谷川流れ、南は經之岸山、松木佐俣□、東は出水原の深田を隔て、片志田に至る、當橋三十町に及び、三方岸高く峙ち、北は少し地下りて、糸石巣林の村並びて、北より東へ連れり、御船城主甲佐の飛脚を聞き、急ぎ下知して自身貝を吹立てゝ、二百餘騎、田口の渡より待の原を馳せ、響の原の様子を伺ひ、やがて下知して響の原の北より西に遶る、相良勢之を見て若和索の加勢掛け來るゝと思ひし處に、宗運は峰を□□開道を刻り、釋之坪に來て、義陽の陣の後、花立より鬨矢三門の鬨を上げ、門を作って攀て萬る、義陽方には思ひもよらざる事なれば、周章騷ぎ右往左往に潰散り、義陽も亂軍の中に討れ畢ぬ、かゝりける間に、御舟宗運方の與力は追々馳加り、相良勢が海東さして逃延び□□するを、桑之□、出水原に追込み討取る。

山崎(ヤマザキ) (小熊野) 今豐野村に屬す、堅志田松橋の間の小驛なり、山崎安見は□□申状「□□取山崎向城之時、武光相共、致數箇度合戰畢、其後山崎向城、安見開二箇所城、御方相共落之畢」と見ゆ、安見は大字に遺れり、此地を總へて小熊野(クマノ)郷と稱す、小熊野の名は、洞然長狀に見ゆ、又小熊野の御領守を白木抄見と稱す、糸石にあり、抄見は淨水寺より勸請せるにや。

花山(ハナノヤマ) 今豐野村大字下郷の西に在り、日見嶽とも云ふ。國志云、花山城、一名下郷城、御舟の南三里許を隔て、淺□山の近邊にあり、天正九年、薩州島津義久所々侵掠せし折、相良義陽響原に討死の後、家士緒方(キメワキ)刑部左衛門を將として、兵卒三百餘人を相添へ、當邑に砦を構へ、番手として籠置たり、甲斐宗運は思ふ所ありて之を攻めず、却て贈物音信して、其勞を慰す、宗運死後未た五十日も過ざるに(天正十二年)宗運が子宗立、多勢を帥ひて當城を攻陷す、是より島津勢御船矢部の郡境を窺ひ、十三年に至り諸城みな薩人に攻め破らる。

淨水寺址(キヨミヅ) (下郷) 今豐野村の大字下郷に在り、中世以降清水寺と稱したりしが、廢寺の後は鎮守山下址のみ遺り、今下郷神社と號す、寺址即其地なり。

國志云、小熊野郷下郷(シモガウ)に清水寺あり、本名淨水寺、延暦中釋淵院□善の創建、往昔本領若干有しも斷絶に及び、今や二間に二間半の藥師堂あるのみ、□□國史曰、天長五年、肥後國淨水寺預定額寺、又寺記曰、淨水寺は該地郷の大寺なりしを、小西行長の爲に□却せられ、今は僅に草堂一宇殘り、藥師堂と稱し、境内に石碑あり、文化初年始めて之を捫撫てより、世人其古碑なることを知る、其銘左の如し、

(藥師堂右側南向之碑、寺傳云□宮石者)

南大門拜滿文開
夫不人獨貴、々者法、々不獨以、々者人、無玄非法師早逝同忍、先憎三空、智通無累、神測未形、超六塵而逈出、獨中古以無對、□□法之陵□、慨深文之訛謬、遠涉白舟之航國、仰□萬里之山川、積雪失地、驚心迷天、西域菩提三藏五乘之教、梵本經論一千六百五十七部乎□□仍世□□□淨水寺沿□□□□□□□字十□□□□
□指料田□七所□□□□□□□□□□□內□□□□六千四百
□□□□尚書□□□□□等□枇用希易見并及一千七百□□
□□知□□□□□□□□□坪茲寺矣
延暦廿年二月廿三日
東□□□□□□見之院
西□□□□□□院
北□□□□之堂

(藥師堂前石燈籠之碑)

此善和上　御願造奉　石燈一基　延暦廿年　七月十四
日　□上□乙　肥公馬長　化僧藥蘭

(同所一碑)

南無妙法□法蓮華經
康平七年十一月十日(辛未)　　願主道入

(同所四至碑)

此碑剝落して完からず、三方に□□り、□□□□□をなして、其内に字を彫り、正面は四至界の銘と見ゆ、其終に

三千三百八十八町、是淨水寺□□□田如件
□□□□□□、僧藥蘭之□□□□、如件
天長三年二月三日

按に延暦天長の古碑、海内屈指の實物と爲すべし、北瑞宮石は長四尺許、石燈籠の銘の□上□乙は肥公馬長と同しく、人名なるべけれど詳にし難し、化僧藥蘭は該寺に關き、僧化□□して、石燈など建てたる沙門ならん、天長五年の定額に預れる頃は、藥蘭の在世にや、天長の石は高四尺、方一尺許、國志に寄宮石は、元禄比ある好事の村民の手に渡され、手水鉢に斫りきざまれしを、怪異の事ありとて、寺に返還せられたる者と云へり、東□□は東國筋の古金石は、世に著論の人多ければ、九州の諸碑は未た之に及ばず、憾むべし。

白木平（シラキダヒラ） 國志云、八代郡宮地村妙見社記に、妙見神出現、本朝へ來航の時、土北郷竹原津に至り、益城郡小熊野郷千代松峰に移りたまふ、之を白木平と云ふ、後又此より横嶽に移り給ふと述ぶ、白木平は一説に淨水寺ならんと見ゆたり。○按に淨水古碑に妙見之院とは、疑もなく神呪經北辰妙見菩薩の祠字にして、小熊野郷并に八代郡より隣近諸郡に、白木妙見と號するもの今に至りて尚多し、皆淨水寺を本據とし、非善の創祭に起る歟、續日本國史に、延暦十五年「禁京畿吏民祭北辰」とあるを參考するに、裝善の在世の頃より、北辰妙見の法、本朝に行はれりと知らる、白木は新羅に同じ、新羅國より其修法を傳へし義にや、八代の白木妙見記には百濟國と云ふ、今さど其義理を同じくす。

豐田（トヨタ） 舊庄名なり、今村名に轉ず、阿高（アダカ）、[illegible]原、藤山、沈目等の大字ありて、堅志田隈庄の間なり、濱戸川小[illegible]野莊（今[illegible]野村）より來り、此地を貫き、守富の方へ流る。

(阿高)

玉海、元暦二年條云、伊豆國[illegible]宮莊[illegible]、初之頃不知御領、寄進當國走湯山了、北條進退有恐、[illegible]、而八條院御[illegible]、肥後國豐田莊給預也、件所領[illegible]有御[illegible]、汝云々、[illegible]申狀、延元二年二月、肥上甲佐[illegible]、同[illegible]一族、[illegible]用、小北堅志田、三月廿二日、打入豐田莊、追拂地下凶徒之處、[illegible]守護代[illegible]之家人、[illegible]小太郎入道如下、數百[illegible]來之間、[illegible]合山[illegible]、[illegible]合戰、惟澄[illegible]切臥乘馬、[illegible]成往武者、討取小野新左[illegible]門入道以下數十人、則攻入隈牟田莊之處、右馬助入道代[illegible]村以下、御領託麻數百騎發向之間、同四月二日、馳向[illegible]崎原、三村入道、竹崎新五郎、平田太郎以下數多討取之、追渡稲島大渡川畢。

陣内（ヂンナイ） 今豐田村の大字なり、陣之内（ヂンノウチ）の地名は本州各郡に在りて、皆陣營卽城池の義なり、此陣内獨之と異にして、寺内の義にや。國志云、陣内に源頼朝建立と云傳へたる寺迹ありて、[illegible]石のみ田畔に殘り、寺の鎭守嚴宮社もあり。古瓦多く礫に混じて出づ、又色黒くして石に似たる土器、山林に多し、又大石に柱を建つる穴を彫りたるものあり、筑前の太宰府四王寺の舊跡に似たる所あり云々。○塚原（ツカバル）は陣内に隣れる大字なり、其名のごとく古墓多し、土俗九十九塚などと呼ぶ、享保中一塚を發き、石棺を見、中に金環を見し事ありと傳ふ。

(塚原)

隈庄（クマノシャウ） 今隈庄町と云ふ、人口四千五百、御船の西川尻の東南にして、濱戸川に沿ひ、緑川の南岸なる平野に位置す、木原山阿高（アダカ）山其西南に峙ち、松橋宇土と相隔つ、熊本を距る三里二十町

延喜式、肥後國驛名に球磨あり、蓋託麻の古府より、球磨を經由し豐向驛に向ふ、球磨卽後の隈庄なるべし。國志云、此地昔隈牟田庄と云しが、中古より中畧して隈の庄と稱し、事蹟通考に曰く、阿蘇文書、建久十年九月、[illegible]、[illegible]牟田御莊（ミカダノミシヤウ）、隈莊七所神社拜殿[illegible]、有文永五年[illegible]牟田御莊、詫麻文書、貞和六年、隈牟田庄、阿蘇文書、[illegible]年六月綸旨、隈牟田莊、惠良惟澄正平三年申狀、延元以來所々戰隈牟田莊、據之觀之、則古云隈牟田莊、中略隈（クマムタ）牟田莊、後省牟田二字、爲隈莊。

(臣牟田)　(隈牟田)

隈莊城址（クマノシャウ） 國志云、菊池の庶流甲斐六郎武本六代の孫、[illegible]重村と云者之に居る（[illegible]宮司の家人とす）天文の比、隈庄甲斐守親昌に至り斷絕し、族守昌を以て家督とす、守昌伊豆守と稱し、御船宗運入道の婿なりしが、故ありて宗運の殺す所と爲る、宗運記曰（永祿八年）阿蘇大宮司より宗運に命じて守昌を攻しむ、宗運は千原村の南、坂本村の上に陣し、早川城主は茶臼の谷頭に陣し、松尾城主は出水村前の河原に陣を張る、宇土の伯耆氏より守昌に援兵後攻の爲に、木原村阿高村塚原村の山邊に忍の兵を置く、早川人數鯰野原の堀道より隈庄に寄る云々、隈莊合戰記、事蹟通考并に早川吉秀の墓碣に、八年庚辰三月十日とあるに據れば、天正八年の事と爲すべし。○史料叢書云、島津兵庫頭義弘大將にて、天正十二年の八月十一日に諸軍勢十萬餘騎を催し、隈の庄鄕にて敵二百餘騎討取、同十三日に甲佐片志田攻破り、十五日に三舟、木山、津森、隈の庄攻破り、阿蘇殿は幼少にて旗下に被參候。○島津家譜云、天正十五年、秀吉公は筑州の二け國を退治有て、肥後の山鹿へ着陣、合志に籠居たる輩も薩摩の上下難叶と評定し、合志和伊府（ワイフ）を引去る、それより隈本へ打入りて、城の冠者親冬と一手に成り、雌雄を爭はんと議する處に、親冬も心替し島津氏の勢を隈本へ不入、宇土修理亮親孝も京方に成りけるに依て、肥後の國人悉く薩州へそむく、味方轍周章しこゝに於て合志難成、津森、木山、三舟に火を放ち立退ことを、隈庄の者とも逆意をおこし、宮原を始め薩州よりの番兵まで悉く打取、○拾集昔語云、隈庄城は無双の名城にて、甲斐宗運も他國迄も名を顯したる弓取なれども、彼城を三年にして攻め落し申されたり、小西行長の領地になり、行長此城を一覽ありて、目を付けられ、既に居城にも作るべき筈なれども、麗城の時の森山を仕立べき地無之故、残念ながら用ひられず。○按に隈莊城址は、大字宮地（ミヤヂ）に屬す、七所明神社ありて、卽鎭守なり、七所は阿蘇以下の七神を祭るとぞ、洪鐘文永五年の款識あることを載せり、往時は廣大の宮寺なりしとて、堂宇の舊跡多し。

(宮地)

淨土能仁（ジヤウドノウニン）寺址は隈庄宮地に在りて、淨土寺と字する地是也、菊池氏領僧寶山を置きし所とぞ。○國志云、名僧行錄曰、寶山和尚、西蜀王子、嗣法於大覺禪師、弘長元年東渡、菊池武時（私案、武時は年代相違、武房を誤るか）隈牟田莊淨土寺爲開山之祖云々、和漢名藍記にも當寺を載たり、寶山元德元年示寂、八十九歲也、天正年中、小西行長領の時、弟主殿助隈莊城代として在城の日、寺領什寳

を依抑し、堂搭退轉す、近來草堂を建て址を殘す、本尊寶三、傳上定の作の觀音、并寶山自讃の畫像一幅、寶山自書の鳳鳴山と書たる横額一面、存于今、自書讃の偈に曰、

十日非浮、己已非住、卽今乘輿、便把鐵牛。

濱戸川（ハマト）　豐野村上鄕（カミガウ）中間の山中に發源し、北流小熊野（チクマノ）鄕を貫き、隈内に至り西に折れ、隈莊の平野を横流し、杉合村國丁碓江（コクチヤウカキノエ）に至り、綠川に入る、長凡七里。

麻部鄕（アサベ）　和名抄、益城郡麻部鄕。○今詳ならず、訓は阿佐邊にや、又衣邊にや、若しくは小熊野鄕、堅志田、中山などの舊名にや。

益城鄕（マシキ）　和名抄、益城郡益城鄕。○今詳ならず、形勢より推せば、隈莊豐田などに當る歟、中央の位置にて、亦古村とおもはる。

坂本鄕（サカモト）　和名抄、益城郡坂本鄕。○今杉上（スギカミ）村、杉合村、守富村、などにあたる歟、杉合村に大字釋迦堂、また杉上村に阪本の大字存す、隈莊の北に接し、綠川に沿ふ、綠水の地なれば河道の遷移により、郡鄕の境界亦沿革ある如し。

杉島（スギシマ）　綠川の一洲にして、隈庄の西北一里半、水を隔て・川尻驛と相望む、昔此は杉島手永（スギノテナガ）と稱し、隣近諸村を總べしが、今分裂して杉合（杉島、小岩瀬、大町、島田堂、碓江（カキノエ）等）杉上（吉野、出水、永丹生（ナガニフ）、宮（ミヤ）等）の二村と爲り、綠川の沿岸三里餘に涉る。惟澄申狀に杉島大渡川と云ふは、卽綠川を川尻の大慈寺へ渡す津梁を指せる也、今國道は小岩瀬（コイハセ）より直に川尻驛に通ず。

（小岩瀬）

觀音（カンノン）寺は杉島の禪院なり、安貞元年、禪洞家の東渡祖師道元（承陽大師）宋國より歸朝の日、河尻に着津し之を建つ、當時杉島は河尻の屬邑なりしにや、建撕記（建撕永平寺十三世住職）曰、肥後州河尻津、有寺號南溟山觀音寺、寺僧傳謂、永平祖師歸朝、値惡風於南溟、時默禱、船上則忽見大慈尊、乘蓮一葉、而浮海上、風波恬如、及得著岸、自刻其觀所、安于此、後監院之僧請其贊、謁祖師於洛南、乞贊、便贊曰、一花五葉開、一葉一如來、弘誓深如海、回々運壽財、監院之僧彫版、其版現藏寺傍之民家。

綠川（ミドリ）　肥後四大河の一にして、支脈最多し、其本源は矢部の七里川、小峯川に在り、諸書七里川の河之口（カハノクチ）を以て眞源と爲す、矢部砥用の諸溪を并せ、西流甲佐に至る、凡十里、津留川（年禰村）を容れ北に向ひ、上島に至り御舟川（七瀧川）を容れ、更に西流し又加勢川（木山川）を合せ、杉島川尻の間を過ぎ、漸く屈折し、濱戸川を合せ、走潟の一村を抱擁して海に入る、長凡廿一里、其甲佐、御舟等數里の下游は小舟を通ず。○綠川は下游に於て郡界を爲す、北岸は飽田託麻にして、南岸は益城宇土なり、其河口は飽託郡川口村、宇土郡網原村の間に在り。

國志云、殘導要書曰、綠川は三十里餘にして川尻に至る、急流なり、降雨の節は水勢強く、川尻邊の水害多きにより、川筋所々に土井を築き、よせを仕掛、或は久津和土井を築きて、溝水を導き、又荒籠等を築きて水害を除かれし由、惣して肥後は山國にて、石の自由なる故、荒籠、橋、井、樋、井手、戸立の類、皆石を以て築き嚴重なり、是則世に聞えたる名將清正公の築き置れし石垣にて、二百餘年の今に及ても、修補を加ふることなし、然るに此川尻より川上二里はかりの間に、凡二萬石程の田地あり、低地の場所にて、年々滯水して耕作成難、別に水道を掘りて水を早く引落す樣にせば、便利なるべしとの吟味にて、三四ケ年以前、右の川尻より上二三十町はかりの所より、綠川の水を分けて、新に幅六七間に、道法一里半程の水道を掘りしに、此新川の地面古川筋よりも低くして、洪水の節は新川のみに引寄しけるとて、新川筋一里半程の所は、以前になき水難出來て、川邊町并外村村、田畠悉く水に浸り、損害少からず、因りて更に此水道を除くべき爲め、新川口より下に、數萬の人夫を入て、上中下三段の土井を築き、丈夫に普請しけるに、降雨強く水嵩増るに隨ひ、右の土井筋崩れ、手當を吟味すと雖、然るべき計策なき故にや、今年、天保年春、新川口を塞ぐ、最初此川を堀しより三段の土井を築き、今又川筋を埋るまで、前後に費す銀千貫目、人夫百五十萬人と云へり

守富（モリトミ）　元庄號なり、今村名に轉す、昔政の頃は廻江（マヒノエ）手永と稱す、大字廻江、木原、志々水、田尻、榎津等あり　西北は綠川、廻江川（濱戸川の別名）に至り、東は隈庄に至り、南は木原山并に宇土郡界に至る、阿蘇文書に、

「肥後國隈牟田庄内、大友千代松丸跡、同國守富庄宇地頭職、爲惟直惟成戰功賞、可被知行者、天氣如此、悉之以狀

元弘三年六月廿日　　左少辨判

阿蘇大宮司館」

「阿蘇筑後守宇治惟澄申言上、肥後國守富庄地頭職事

右當莊者、去延元三年六月、惟澄屬今皆訖、如聞文者、支配當手之軍勢、令成所領抽軍忠、於自身之恩賞者擡而可有其沙汰云々、而當國既屬靜謐之間、尤可預御遂行者哉、爰當知行人河尻三河入道宣覺、參御方訖、子息七郎令出仕歟、但當莊者、前代相模國司譜代之所領也、而宣覺以□徒之恩補、知行之間、闕所之條勿論也、（中略）

正平十一年六月日」

廻江（マヒノエ）　守富の大字にして、廻江川は濱戸川の末なり、大道は國丁橋、六瀬を渡を通し、川尻宇土の往還とす、橋の長二十間許、國志云、宇土軍記、慶長五年九月十九日、

熊本の一番備吉村は川尻大渡川より進みしに、宇土城の北一里餘に於て、廻江村と云所あり、此所に鹽入の沼川に土橋あり、廻江橋と云、此村の庄屋久兵衛（後改六彌太）行長も惡意に有しかば、此久兵衛一人の覺悟にて、暫時の謀とは云ながら、此道筋を熊本勢輙くは通すまじとて、やさしくも落殘りたる土民三十人計召連、鐵砲五六挺取集め、彼土橋の中程を五六間ばかり取崩し、橋際に支へたり、此時小岩瀬村と並びたる清藤村の庄屋加勢に來り相働く、鹽は引たりとも沼故泥深く、輙く渡る事叶はず、寄手大勢と雖纔の小勢に隔され、鐵砲百餘挺を以て打合しかば、双方に手負討死數多ありたり、寄手は夜に入て舟を求出し不殘押渡しかば、兩人共其夜宇土へ引取、石の瀬口を堅めたり云々。○征西戰記云、四月七日、別働第二旅團は砲三門に、工兵并歩兵若干を遣し、宇土を發し川尻に向ふ、六彌太渡に至れば、賊三百餘已に緑川を渡て其南堤に在り、初め我兵豫め約するに、歩兵は緑川の南隄に撒布し、砲兵は六彌太渡に配置すへきを以てす、而て歩工隊の發する稍後れたり、砲兵先渡場に至り、急に丸を裝ひ開戰す、賊亦甚雄し、工兵隊亦丸の下に立て肩墻を造る、日午を過き賊勢稍衰ふ、既にして其別軍二百餘繞りて木原山の麓に出つ、此兵は昨夜潛に緑川を渡りて埋伏し、六彌太渡の開戰を待て而して後木原山に迎擊し、我軍をして左右相應する能はざらしめんと欲する者なり、然れとも官軍木原山に屯するもの數中隊あり、之を見て應戰す、時に山田少將出て守富新村に至る、木原山の戰、我兵甚危きを望み見るや、直に分して宇土及び近傍の援隊を集め、來て賊を擊つ、賊敗れ走る、六彌太渡の賊も亦退く。

木原山（キバルヤマ）

守富の南峰にして、高凡三百六十米突、平野の間に特起するを以て、熊本緑川の方面より之を望む、形狀最秀拔なり、一名雁回山と云ふ、山脈南に延きて、阿高山、鯖神峠、花野山より海東嶽に連る。國志云、木原山は四面一様の看をなす、諸仙客栖居の地にして、山中の午時水は、大慈寺十景の一なり、常山に往日鎮西八郎爲朝在城して、飛雁を射落す、故に今に於て此峯上は飛雁亂行する故、雁廻山とも云、山上に釋迦堂并に井址あり。○征西戰記云、四月一日、背衝軍の諸旅團宇土に入り、砲臺を太郎兵衛渡に築き、賊の逆襲に備ふ、是に於て賊の三十丁川の北堤に止り守る者、皆退き去る、宇土の東北に一山あり木原山と曰ふ、山田少將以爲く此地を守る、必此山を包括せざる可らずと、山に上て地形を視、更に眸を放て遙に熊本城を望むに堊壁日に映し、時に砲煙の騰るを見る、此山熊本を距る直徑三里に滿たず、其間皆平坦、我を阻する者獨一條の緑川あるのみ、少將顧みて兵卒をして樹枝を斬らしめ、堆積して山を成し、之を燒く、援軍の己に此地に達したるを熊本城兵に報ずるなり。

木原山の頂に、海上寺と呼ぶ草堂址あり、山下には天台談義所は圓山長壽寺、并に遊行道場阿彌陀寺ありて、木原氏の事蹟を傳ふれど、詳ならず、城址と云は、木原山の北麓にあり、甲佐文書に、守富莊地頭、木原太郎盛顯實が承安三年の寄進狀（地頭、採信盛春延元三年請文）其子木原太郎盛實が承久三年の契約狀あり、又東鑑に治承五年二月、肥後人木原次郎盛實あり、其後の城主分明ならず。

宇　土　郡

宇土郡（ウド）

益城の西なる小郡にして、郡域全く半島を成す、今一町十四村に分た、其西端は天草島に連る、本篇大矢野（オホヤノ）千東等の島は本郡に屬せしむるを便宜とするを以て、此下に係く。

宇土の郡名は三代實錄に初見す、本益城とともに火國の屬邑なりしならん。和名抄、宇土郡四鄕に分つ、其諸域分鄕の狀詳ならず、今の松橋驛當尾村は、往昔宇土の所管なりしこと明白なり、近代は下益城郡に入れり。又天草郡波多鄕は宇土半島の西端を指せる者にして、後世本郡の所管となれるごとし。○國志云、宇土郡、惣高三万五千石、軍役高二萬五千石、北浦、南浦、宮莊、古保莊の四區に分ち、松山郡浦の二手永あり、圖書編云「肥後橫負五百里、其衆爲牙子世六、阿蘇國掾、昏陀」と、此昏陀は宇土の寄聲なるべしと曰へり。

宇土半島は、北は島原海灣、南は八代海灣に至り、其西堺を三角瀬戸と云ふ、東西の長さ凡五里、秋山（大[illegible]）三角山、白岩山、柴尾山等之に綿亘す、南北の横幅は一里乃至二里半とす。

松原鄕（マツハラ）

和名抄、宇土郡林原鄕。○今詳ならず、林字恐らくは松の誤ならん、今宇土町に、大松原、小松原の字ありと云ふ、錄して後考をまつ。

宇土（ウド）

今宇土町と云ふ、熊本の南四里、（鐵道春日より七哩）宇土半島の頸部に居る、此地は天正十六年小西攝津守行長、肥後半州の治城と爲したる所にして、加藤家の時城代を置き、細川家に至り城塞を毀壞すと雖、尙細川支藩三萬石の治所たり、今に至るも一郡の首邑とす、本町、新町、段原、南方、松原、江部、築道（石之瀬）等の大字あり、人口五千五百。

宇土城址（ウド）

又神山（カミヤマ）と云ふ、土俗中興白道隆公の創めし所と稱す、道隆の裔孫菊池則隆の時城の起せしものならん、正平中宇土高俊あり、文明年間爲光に至り亡ぶ、名和氏之に代り、子孫世襲して天正の末に至る。○國志云、

宇土城は其始を詳にせず、元德より正平の比、宇土豐岐守高俊入道道光あり、詫麿文書、元德二年六月、探題北條英時[illegible]下知状に、宇土三郎高俊、阿蘇文書、六箇莊[illegible]、宇土[illegible]、[illegible]地[illegible]所分者、先度[illegible]所、[illegible]行宇土[illegible]、又正平十六年、阿蘇[illegible]申状、宇土[illegible]入道[illegible]云々など見ゆ、又三宮[illegible]社に[illegible]正德の頃の文書、[illegible]原[illegible]年[illegible]名すれど、後文書[illegible]詳にし難し、今之に從らず、伯耆[illegible]名和顯正[illegible]、永武二年始て肥後に下向し、八代[illegible]城に居住、[illegible]來代々相續し[illegible]に在城す、顯忠(一說武顯)か時に[illegible]城[illegible]相良[illegible]を守[illegible]、武運利あらず、文明年中(一說明應二年)遂に舊城を退去して、宇土爲光を頼ち、代りて宇土郡及び飽田半郡、益城郡守[illegible]等を領知す、子孫相續て宇土に在城す、天文十二年豐後大友義鑑の麾下に屬す、天正六年薩州島津の兵來攻す、顯孝(伯耆左兵衞尉と稱す、顯忠八世孫)力拒して城を保つ、後、遂に薩州に降付す、十五年太閤秀吉西征の時、本領五百町を安堵し、國主佐々陸奥守成政が與力に附せらる、隈本一揆の時、顯孝大坂に到り陳謝する折柄、養子攝部顯[illegible]宇土に在て[illegible]意を企て、終に敗亡、出奔して肥州出水にて戰死、顯孝の訴訟不叶、子孫民間に降て、遺年に到り絕たり。○又云、[illegible]、文明十六年春、相良爲續、[illegible]名和顯忠、三月七日、顯忠棄古麓城、而退去、爲續遂取八代、明應八年三月、爲續退八代、保其居人吉、而顯忠復八代、[illegible]賀[illegible]記曰、顯忠八代御本意の年月、明應八年己未三月、顯忠子重年[illegible]文曰、

「一後[illegible]大[illegible]之[illegible]、御方、先祖[illegible]年[illegible]中内[illegible]原從合戰以來[illegible]功、就中[illegible]三年以來、相良[illegible]於八代城度々鬪[illegible]之[illegible]、[illegible]事

一文明十五年癸卯十月十六日夜、於所々合戰之砌、於陣内大手橋上、[illegible]事

一同十一月十五日、大手犬馬場合戰之時、[illegible]高名事

一同十六年三月七日、八代落城以後、於所々[illegible]之事、

四月十六日、宇土[illegible]光[illegible]現形之時、守[illegible]向於木原[illegible]隈合戰之砌、一人[illegible]名之事

右[illegible]依[illegible]之次第、如此所[illegible]、[illegible]守[illegible]豐之[illegible]十五町、[illegible]之事、木[illegible]之[illegible]、[illegible]不可有相違状、如件

文明十七年乙巳十二月廿七日　重年

[illegible]治[illegible]」

永正元年、菊池[illegible]、[illegible]相良長[illegible]、阿蘇[illegible]兵來[illegible]小川、又爲[illegible]、名和顯忠[illegible]之、二月顯忠下城、而從于木原、又[illegible]宇土城、

洞然長狀云、阿蘇惟長父子、於小川在陣候、[illegible]竹原[illegible]人[illegible]、諸[illegible]へ[illegible]候、如斯方々[illegible]陣候、敵城相拘候之條、從[illegible]御[illegible]、正觀寺之[illegible]守[illegible]下向候て、敵[illegible]へ[illegible]、[illegible]任[illegible]、顯忠甲子二月七日落城候、[illegible]同[illegible]知行候云々、[illegible]御相續之儀、[illegible]亂候、宇土[illegible]右京[illegible]人[illegible]候、如此之條、[illegible]手[illegible]相替候、結句一兩年之中、伯州宇土へ[illegible]入[illegible]、云々

宇土爲光は、[illegible]菊池重朝の叔父にして、宇土攝部介顯忠の養子となれる人と述べ、文[illegible]の頃、重朝能運父子と不和になり、一時能運を[illegible]隈府に入り、守護職と稱せしが、後[illegible]能運の殺す所となる、

洞然長狀云、文龜三年癸亥八月、又八代へ打渡、先萩原へ[illegible]付陣候、同霜月城方[illegible]取[illegible]候、其陣中之間、能運[illegible]御入部候、一[illegible]守護、爲光御息[illegible]光[illegible]男宮滿殿隈部へ御座候き、以上三人共御生害候て、國家悉能運[illegible]御手、日出度行候、

天正十六年、小西行長肥後半州廿四萬石を領り、六月入部して宇土に居り、矢[illegible]、[illegible]、[illegible]島に[illegible]翌年天草の[illegible]士一揆を[illegible]、行長[illegible]お平く、已にして行長[illegible]に[illegible]、又[illegible]土の[illegible]、[illegible]五年の大[illegible]に、行長[illegible]原に出兵し、九月十五日、[illegible]する所[illegible]、其廿日、[illegible]古記に云、清正[illegible]に出、[illegible]り上りて、[illegible]山に出て、[illegible]門口を[illegible]、[illegible]て、石[illegible]に[illegible]取り、[illegible]の西口(馬場村の方)[illegible]、[illegible]之、[illegible]門(名字不分明)は城の西口より[illegible]、[illegible]大將[illegible]出し、馬の[illegible]を入れ、江をつたひて本丸の乾の方二町許りに乘入たる時、城より放つ鐵炮にて[illegible]、[illegible]手力攻もなり[illegible]く、八千五百餘[illegible]、[illegible]守の城將小西[illegible]人、[illegible]、已にして[illegible]ヶ原[illegible]北の[illegible]にて、十月廿三日遂に降を乞[illegible]、[illegible]人切腹す、[illegible]、宇土城[illegible]畑と成と雖、所々石垣等も不損、又堀は形も殘りたるが、寛永十四年切支丹一揆[illegible]せり、其[illegible]にては大[illegible]の内中村の古城、[illegible]にては原の古城に[illegible]、[illegible]したるにより、公命に依て、九州[illegible]の古城[illegible]石垣を[illegible]し、堀をも埋て平地に[illegible]たる由に候(原城[illegible]に、宇土[illegible]城と云ふも此なるべし)○細川家の宇土舊は、承應元年、丹後守行孝より世[illegible]し、[illegible]の支封たりき、[illegible]三萬石、行孝は忠利の弟、中務大輔立孝の子にして、立孝は初め八代城に居りしが、行孝に至り此に轉す、[illegible]は新町に在り、世襲して近年に至れり。

西念寺（サイネン）　眞宗興正寺派の一坊にして、慶長九年[illegible]二世の明[illegible]の時、細川行孝[illegible]寺地を[illegible]して、[illegible]れしを以て、本坊を今の地に[illegible]せしめらる、[illegible]

（江部）

原城紀事云、寛永十四年、教匯絲田好次が天艸に赴き大矢野に蟄居するや、特に子の四郎時貞を携へ、その家僕族類猶宇土郡江邊村にあり、好次女婿渡部小左衛門と議りて、宇土に行き時貞の母姉を提携して歸らしむ、途に熊本城兵に捕へられ拘囚せらる。○征西戰記云、三月卅一日、衛嵜軍松橋を取る、翌日賊曉暗に乘し萊園をわたり來り、刀を揮て別働第一旅團哨線の右翼を松山に突く、哨兵園陣を爲し接戰之に久うす、又一群あり刀を拔て左翼に亂入す、哨兵迎へ擊つ、天未だ明けず、暗黑彼我を辨せず、戰甚苦むと雖遂に擊て之を走らせ、進て宇土を取り、木原山の險を扼し、綠川に沿て哨を張り、守備を嚴にす。

筵原

今綠川村と改む、宇土の西北郊にして、綠川入海口の南岸に位置す、郡浦津の東に連る。

櫻井郷

和名抄、宇土郡櫻井郷。○今詳ならず、或は花園村にやとおもはる、花園の大字古保里は必定郡家の遺址にして、古郷なりと信ぜらるれば也。

古保里

今松山境目の諸村と合同し、花園と改稱す、宇土の東郊にして、木原山の西麓なり、古保里は郡家の遺名なるべし、諸州に其例多し、在津申狀に古保里の名見ゆ、今も土俗此邊を古保里莊と呼び、又松山手永と稱す、三日山如來寺あり。國志云、如來寺は僧善手開基也、自刻の釋迦傳教大師の像を安し、初め三日村に在り、永正元年古保里に移す、阿蘇文書、興國七年頃の中院顯信卿の狀に、

（松山）

一図徒賴尙、三日寺一昨日當着云々、□□なき程によせ來候はんすらん心苦し、このへんにも一向それの事をたのみ申て候、相構うしろつめ候て給候へ、こんとは九州のあんふにて候、尙々御らんしつき候はゝ本望候也、いさいうけ給候はゝ悦いり候へく候、每事鑵盡狀候謹言、貞廣申候へく候

九月十三日　　判（中院中納言）

ゑちの小し艮とのへ

人類學會雜志云、木原山は宇土郡、花園村の附畑に屬す、山麓附畑の民家の西南の地に貝塚あり、今圃となる、面積七畝、貝殼堆積す、厚さ凡三尺とず、昔は二三町に渉りしが如し、近傍の圃の地底、或は小徑の側面に、貝殼あるを見る、現今は海岸を距ること近きは一里、遠きは一里半なりと云ふ、然れども此貝塚の西北にある宇土山と云へる丘を、土俗宇土島と呼ぶを見れば、昔時海水の此近傍に來りし一證とすべき歟。

轟

元村名なり、方俗湧水を止止呂岐と稱す、今村名と爲す、宇土の西南郊にして、宮莊、石橋、椿原、神山、神原、馬場等の大字あり、轟の湧腹水は大字石橋の泰雲寺の門前に在り、肥後に三轟と云ふは、飽田郡河內、合志郡御領（西合志村）を并稱する也。

泰雲寺

三直山と號す、慶安中宇土侯行孝の建立にして、侯家の瑩域とす、臨濟宗僧頑翁開基、此地は元法泉寺の在りし所にして、永仁九年、大慈寺淨禪和尙結茅の境なり、慶安年中、僧雪岑入院の時「曹山風色宜諸佛出世之圜、轟水漾瑟法雷鼓動之浪」と序頭するは、法泉寺の山號を曹源と曰へるに因る、法泉寺は泰雲寺新營の時、大字馬場に移さる。

（蒲智）

轟水神は大字宮莊の舊祠にて、三宮神の旅所といふ、三代實錄に見ゆる蒲智比咩神社の河水は此邊にやと想はるれど、徵據を缺く、之を要するに宮莊は、三宮莊の謂にて、往時隣近諸村を總べし名なれば、其古祠なること疑ふべからず、又蒲智は元地名にて、神名に轉用せるものか、筑後に同名あり。

三宮神社

宇土の古祠なり、祠邊を馬場と字す、三代實錄に見ゆる蒲池媛命祉是なりと云ふも、詳ならず、「元慶二年六月、宇土郡正六位上蒲智比咩神社前、河水變、赤如血、緣邊山野、草木枯凋、宛如嚴冬、神祇官陰陽寮卜筮曰、彼國風水火疾疫、可成災故、明神示怪」○國志云、三宮は和銅六年建立と傳へ、春日八幡住吉の三座なり、菊池氏伯耆氏在城の比、禮典嚴如なき社頭なりしが、小西氏耶蘇の邪宗に傾倚して、宮殿を燒き神領を收む、加藤氏の時再與せらる、所藏の古文書、建武三年二月十九日、一色太郎入道道猷、仁木次郎四郎義長連署の禁制あれど、偕僞を知らず、大隅國加治木村長年寺に轉移せる本社の古鐘に款識あり、

肥後國宇土莊鎭守三所大明神御寶前

右志、奉爲聖朝文武安穩太平、四海九州萬民豐樂、普勸道俗之助成、新鑄鳧鐘之響音、願上萬和光諸下覺妄想夢、乃至結諸人施與緣素、悉成三世之願望、化生九品之寶刹、敬白、

正平九年二月十五日

神山

又柴尾山と云ふ、轟の西嶺にして、宇土半島の脊梁を成す山脈の東端に位置す、山中に爲白山光閒寺あり、天台宗にして、毘沙天を祭る、西は白岩山、牧山に連接す。

小曾部

御領、枘原等と合併し、不知火村と改む、宇土の南一里、西南は八代海灣に臨む。不知火は、隣村髙良を以て最勝望によろしと爲す、小曾部には、能因法師の古跡を傳ふれど、播州三島郡の古曾部にも能因の事を傳へり。

國志云、小曾部村に一墳あり、片石に佛像を刻し、其傍の一石には能因法印の「あらし吹く」の歌を刻したり、傳へて能因俗姓橘永愷の墓と云ふ、能因は古曾部法師と稱し、在俗の時、肥後進士とも呼ばる、當國に住居したる事もある歟、又此村の妙法寺に、能因の銅印を藏す。○按に、能因銅印の說、詳に國志に盡せ、寬延の頃土中より發掘せるものとぞ、其印制を觀るに、猊紐、方七八分

許、當世に流布する絲印の類にして、明朝の頃彼地の商舶にて多く齎し來りしものならん、能因と何の關する所なし。

諫染郷（イサソメ）　和名抄、宇土郡諫染郷。○今詳ならず、一書にいふ、諫は加の假字にて、加曾米と訓み、今の小竹部は其轉訛にやと、當否を知らず。

高良（カウラ）　小竹部の南にして、松合驛と相接す、今高良村と云ふ、高良以西郡浦（カホノウラ）まで、宇土半島の南岸を總稱して、南浦と曰ふ、高良、長崎、松合（マツアヒ）、大嶽、郡浦の五村、是なり。高良の下松（マガリマツ）番所とは、藩政の時の監標址にして、不知火を觀る名所也（不知火の解は八代郡の條に見ゆ）

（不知火）國志云、例年七月晦、八月朔の兩夜、高良浦に海上の不知火（シラヌヒ）と物いふ者群を爲す、此邊所々より見れども、此地最壯觀なり。高良浦より以南、八代球磨河の邊まで、沿海直徑六里間は、近代潮水乾涸の斥鹵にして、謂ゆる故入新開なり、横幅一里内外の廣袤ありと云へば、面積五六方里にものぼらん。

松橋（マツバセ）　今松橋町と云ふ、宇土の南一里半、熊本を距る鐵道九哩半、東北山に倚り、西南瀦水（大野川）を以て海に通す十餘町、水陸の便宜宇土に同し。○松橋及び當尾（タウノヲ）は往昔宇土郡の屬邑なりと云ふ、近代は下益城郡に入り、今松橋驛に下益城の治所を置き、東方堅志田隈莊等の村落を統ぶ、地勢の恰好を得さるがごとし。

（大野川）

自松橋上舟、作促句詩、　山陽

松橋驛畔艤舟乘、星斗滿天夜氣凝、寒臥舟腹如凍蠅、天明纔辨天草島、々民半以魚代稻、炊飯買魚々味好、南望海波閃紅暾、横嶺起伏如浮鼇、說是薩州黑浪門、

征西戰記云、三月卅一日、前夜豐福に止戰、露營のまゝ天明をまち進軍、一軍は山間に劇戰時を移し、孔道の軍は松橋の正面を突き左に出つ、一軍は退潮に乘し松橋の後面より突入す、賊腹背敵を受け、拒く能はずして走る、正午全軍齊く進て松橋を陷れ、哨を宇土松橋の中間に張る。

當尾（タウノヲ）　松橋驛の東北なる山村にして、清河内、曲野、久具、大野等の大字あり、大野川此山中より出て松橋に至り、潮汐上下の一溝と爲り、舟を通す。○曲野（マガリノ）は、阿蘇文書、建久六年甲佐社領の一所にして、勾野に作れり、

（勾野）
宇土郡勾野　四至　東限八代大道　南限葛町南縄
　西限大野岸　北限高井小道

（久具）[illegible]を以て往時の地形を推論するに足らん、又久具（クヾ）は洞然長状に、永正八年四月、相良長毎（八代）と名和重年（宇土）が戰へりてふ久具川なり。又、蘆須賀當記曰、又三郎ニ久守護へ罷出、萩尾十八町、郡山之内十八町、藤山十二町、隈莊之内平野五町、較田三町くたされ云々（國志）郡山は古保山にて、萩尾古保（コホ）山今井に當尾村の大字なり、蘆須賀義久は名和家臣にて、應永頃の人歟。

（古保山）

松合（マツアヒ）　高良の西一里半、南浦の大村なり、（高良と松合の間に長崎村あり）松合の西大字大見に、宇土爲光の墓あり。

事蹟通考云、文明十六年、爲光謀亡重朝奪守護職、重朝聞之、遣兵討之、戰木原赤熊、爲光敗走、遁相良家、匿八代郡松隈、十八年依相良長毎之請、重朝釋之、歸宇土、明應二年、重朝卒、其子能運嗣爲守護、文龜元年五月、爲光又圖逆起兵、襲攻隈府、能運不利、出奔肥前高來、爲光取隈府城居之、稱肥後守護、三年九月、城重隆隈部運治等、擧義兵迎能運、城于高瀨、爲光敗績、遁走宇土、遂於大見被誅、今按、鼎本、爲光爲宇土掃部助忠豐養子、爲光墓、有大見大口二村界山中、檪木謂拜塔松、近世建石碑、

松合の西、大口浦、手場浦、里浦今合併して大嶽村と云ふ、此村は宇土半島の頂點たる牧山大嶽の麓なれば也、海岸は屈曲して幾多の小灣を成すも、其治に[illegible]。

郡浦（コホノウラ／カホノウラ）　今郡浦村、中村の二に分る、宇土の西四里餘、[illegible]。郡浦は往昔阿蘇神領四所の隨一にして、[illegible]所なり、天正八年薩州勢亂入の時、[illegible]にて[illegible]上り、矢崎（ヤサキ）城を攻め、阿蘇の家人中村[illegible]を殺し、是より神領衰倒せらる。

（矢崎）
阿蘇大宮司惟時、於肥後國郡浦[illegible]、[illegible]云々、早向彼所可被致軍忠、仍[illegible]如件
　貞和二年十二月三日　[illegible]
　詫磨別當太郎殿

郡浦神社（コホノウラ）　此社は阿蘇四箇神領の一なり、阿蘇[illegible]に云ふ、郡浦神は甲佐宮の祖社神なり、正平[illegible]に「[illegible]者、阿蘇御母、甲佐宮祖母神」と載せらる云々。○按に郡浦神は今三宮と云ふ、郡村の三宮と云ふも此より勸請せるにや、又三宮は本來彼社號なるを、[illegible]にも之を[illegible]したるにや不審なり。阿蘇文書、

「廳宣　留守所
可早停止近隣有勢土民等、介亂入郡浦社領、違々村々、成嵩物煩、致神事妨事
在管郡浦社、四至　東限　尾上道尾　南限　海戸中
　北限　小松浦河流　西限　二箇中上中戸
右神官等申、當所者於御寄進之地、[illegible]、
（中略）
　久安六年正月　　大介藤原朝臣判」

「肥後國甲佐、健軍、郡浦等三社、止本家領家之號、付本社、可令管領者、天氣如此、悉之以狀
　元弘三年十月二日　　式部少輔判
　阿蘇大宮司館」

「肥後國甲佐、高家爲壽丸等跡、健軍郡浦、奏聞法旨事、任元弘勅裁、知行不可有相違者、天氣如此、悉之以狀
　興國三年六月廿七日　　左少辨判

阿蘇大宮司館一

「阿蘇大宮司惟澄代信阿申、當社領肥後國郡浦、幷小河事、任去九月五日令旨、守護代武貫並窪田武宗、爲使節遂其節候之處、如去十月一日武宗請文者、莅彼所、欲沙汰付下地於社家之處、於郡浦者、宇土道光代構城郭、至小河者頭貫代構要害、申異儀之間、不及打渡云々、同月同日武貫請文子細同前、仍彼請文同進上之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

正平十六年十月十四日　肥後守藤原武光上

進上　御奉行所」

大宅郷（オホヤ）　和名抄、宇土郡大宅郷。○今北浦の網津村、網田村なるべし、近代まで此山野に牧場を置かる、大宅牧の遺俗ならん、三代實錄、貞觀六年、勅停肥後國大宅牧。○天草備考に、大宅郷大宅牧をば、大矢野島にあてたるは採り難し。

網津（アミツ）　今笠岩、網引（アヒキ）の二村を併す、宇土の西一里半、半島の北岸にして、謂ゆる北浦なり、緑川東方より來り此海濱にて大洋に歸す、海岸の礁脈起伏して、笠岩埼、宇土小島、風流島と爲る。

(笠岩)

風流島（タハレ）　笠岩岬の北三町許にある孤礁なり、緑川の末なる海中に屹立す、一名裸島といひ、和歌の名所なり、其本歌は伊勢物語に、

昔男筑紫まて（抄に宇佐の使なるへし）いきたりけるに、（抄に業平を見て）是はいろ好む、すきものと、簾の内なる人の云ひけるを聞て、

染川を渡らん人のいかでかは色になるてふことのなからん

女返し

名にしおはば仇にぞあるべき風流島波の濡衣着るといふなり。

伊勢物語抄に染川は筑前にあり、風流島は肥後國名所也、男歌、染川を渡りて來れば色にならずば有べからずとなり、女返歌、そなたが色好といへるほどに、色好にては有るべからず、風流島を餘所より見れば波のよせかへるが、白衣を着たるやうに見ゆれども近て寄て見れば、眞實の絹にはあらず波のぬれきぬなり、ろの如くそなたの色好むといふも、よそより見るとはかはるべしとなり。

(裸島)

肥後の國宇土の内なる裸（ハダカ）しまきたれる波や衣なるらん（名寄方角）　宗祇

過裸島　玄蘇

潮滿石平潮退就、諸名裸島役人知、苔衣鈂蘚無由着、似待澄江如練時、（仙巣稿）

國志云、小島（コジマ）近世東西より彼の島に塘を築つゝけて、其内を田とし、今は笠岩埼の地續となる、此郎ち古歌に詠する名所なり、郎萬葉草（歌枕名寄にも同し）に見ゆるはなかむれば思ひのこせることぞなきうきの小島のあきの夜の月、

又[illegible]丹が書たる[illegible]に、宗祇が歌さて、

肥後の國宇土の小島や鷹島野さか北八代の沖、

網田（オホタ）　網津の西なる海村にして、長濱、戸口、赤瀬等の大字あり、於保の田に網字を假りしは、其故を知らず、網美田より音便にて於保田と爲れるにはあらじ。

國志云、網田の田平城址は、海濱なり、文明明應の比、名和氏宇土在城の時、其臣杵築越後守城代たり、顯眞顯孝の時には、加悦大和入道素心城代たり、天正十二年二月、島津家久島原にて龍造寺隆信を討て歸船の時、難風に逢て網田浦に止宿、島津勢が素心宅に寄宿せしと云ふ、又一書に曰く、肥後の國宇土の郡網田の海邊にて、清かなる男の網の上に座して、酒を飲むを見る、宗祇怪んで里人に問へば、是は伊津奈の法を行ふ者なりと云ふ、又宗祇船にて三角浦に到るに、磯邊の巖に蛇の居て尾を以て潮をたゝくあり、怪て棹者に問へば、蛇の化して鮹と成るものなり、足の九つある鮹は蛇の尾の剪れて、鮹に化したるなり、必毒ありと語りしと、眞僞を知らず、宗祇當郡萩生房高が許に來れる折柄なるべし。

戸口（トグチ）　俗に戸口町と云ふ、小港灣ありて船舶の出入を見る、宇土の西三里半、三角の東北四里。○國志云、戸口浦に竃岩とて、雌雄の二岩相双べり、村西の海濱にあり、滿潮の時は嶋の如し、此岩畔の海岸に岩穴あり、此穴に火を焚けば餘燻地中を潜り、當郡南浦七つ釜の穴より出ると云ふ、其實を知らず、亦戸口の民家より竃岩迄數町の岩壁に、種々の模樣天然と彫るが如く席を布くに似たり、里俗平家が城と云ふ。

長濱（ナガハマ）　戸口浦の北にして、笠岩岬の西に連接する沙磯岸なり、此地に腹赤の御贄の故事を傳ふ、古風土記には腹赤を玉名郡の事とすれど、中世此にも御贄を奉れるにや、

年中行事歌合に、

初春の千代のためしの長濱につれる腹赤もわか君のため、　三位　中將

按ふに、年中行事歌合公事根元等に、宇土郡長濱と記し、歌にもしかよめるは、皆詐事也、腹赤の事は今も玉名郡長洲に腹赤邑ありて、景行天皇の社あり、名石明神と稱ふ、（國志）然れば長洲をば後世長濱とあやまり、宇土に其地を附會したる歟、

牧山（マキ）　宇土半島の頂巓にして、其高峰を大嶽と云ふ、郡浦三宮傳記によれば、其麓千餘町にして、昔は三宮の宮寺の領、牧馬安全の祈禱を行ふを例とせりとぞ、牧野河在り。

國志云、古へ大宅牧は宇土郡網津村にあり、然とも網田長濱の山にあるは、今の騎苑にて、古の牧地にあらず、廳省秘錄曰、東西一千三百間餘、南北一千二百三十間餘、馬數九十一匹、寛文十年無故而牧馬斃者百二十餘、和名

抄に宇土郡大宅郷あり、然れども今津、網田邊、古は大宅郷の内にて、其後の世に再興せし歟、知るべからず。

征西戦記云、四月一日、官軍已に宇土に入り、緑川を界して賊と對峙す、野川大佐歩兵二大隊、砲兵半隊(別働第四旅團)を以て長崎に至り、其方嚮を議し、人を島原に遣し、小汽船百餘隻を準備して長濱に到らしめ、四日の夕微に所航を命す、翌朝、軍艦三隻護衛して進む、午後四時、宇土郡戸口浦に抵る、川尻沿岸を望むに凡二里許、而して汽船の進む可き是より半里に過ぎずと云ふ、大佐乃艦を訪ひ、松村海軍大佐と議して曰く、翌日是下軍艦を以て百貫及び高橋に向ひ、賊壘近傍を射撃し、賊をして彼地に警戒せしめよ、我其間に乘じて緑川を濟るを得んと、松村之を可とせず、乃ち戸口浦より上陸せんとするに、沿岸淺灘ありて果さず、七日に至り漸く上陸を終る。

波多(ハタ)郷

和名抄、天草郡波多郷。○今波多村は宇土半島に存す、蓋是なり、惟ふに三角浦并に戸馳、大矢野、千束の諸島は波多郷に屬し、後世其一半は分裂して宇土郡に來屬したるとさし、宇土半島の西端にして、天草上島の北に在り。國志云、波多浦を浜(ハマ)浦とも云ふ、里俗の説に貞享年中國君命あり、波多は旗田とよまず、濱とよむべしとありければ、舊稱を失ふと。

三角(ミスミ)

今三角村と云ふ、宇土半島の西端にして、八代島原の兩海を連結する隘路にあたる、背後に三角山あり、高三百七十米突、前面に大矢野島横たはり、南方に戸馳島、千東島等あり、熊本を距る十里、宇土を距る六里。

三角は久安六年讓狀に、郡浦社領、西限三角中上(ナカカミ)井中(ナカ)戸(セト)とある地なり、古より海門の要衝に當れば、舟津と稱し、藩政の頃は浦番所遠見番所を置き、又茶屋(別莊)を置かれたり。國志云、中神(ナカガミ)島は遠見番所と大矢野島柴尾山の際、海上瀬戸口の中程にある小島也、此島の西の流を大瀬戸、東の流を小瀬戸と云、此潮流荒く、淺瀬多し、赤泉木山とて海門の御絶景也、三角浦は船舶何方の風にもよし、十端帆五十艘程掛る。○原城紀事云、寛永十四年十月下旬、天草島原に教匪起る、十二月二日、熊本師一萬六千、三角に集す、船艦未來らず、七日漸く至る、是に於て師海を絶りて大矢野に屯し、遂に進て栖本に次す。

(中神島)

三角(ミスミ)港

今特別海外輸出港と爲る、口之津を去る十七海里、長崎を去る五十海里。水路志云、三角港は三角瀬戸の東岸に櫛比せる市街に沿ひ(堅固なる石垣の海岸より成る、該石垣の長さは大約三鏈)岸際直ちに三尋內外の水深あり、又岸に沿ふて三邊に浮棧橋あり、五百噸以下の汽船は之に横附して貨物を積卸するを得可し、燈臺は三角瀬戸北口の西側(柴尾山)に設く、晴天光達六里。

三角(ミスミ)海峽

中神(ナカガミ)瀬戸とも云ふ、地志提要云、三角瀬戸は宇土郡の西端にあり、三角浦と大矢野島岩屋(イハヤ)村の間、相距る五町、此を北口となす、中間に中神(ナカガミ)島あり、周回六町、島東を小瀬戸と云、暗礁多くして行船に難し、島西より岩屋村に至る凡貳町、其間を大瀬戸と云ふ、大船を通すべし、南北相通する貳拾五町にして東折し、波多(ハタ)村と戸馳島の間長凡一里拾貳町、東口濶四町。水路志云、大瀬戸兩岸、絕壁にして岸際水深く、凡中央の水深十六尋あり、然れども水道狹く潮流極めて迅速なり、此瀬戸の南口は三水道に分れて八代海に通す、中央叢々(ザウザウ)を以て一の航路とす。

戸馳(トバセ)島

今戸馳村と云ふ、波多村三角浦の南四町に在り、方一里許、人口二千餘、其西南なる千東島の間を叢々瀬戸と呼ぶ。國志云、戸馳村小左衛門は代々當村の庄屋なり、寛永十四年十月、天草郡切支丹一揆の日、彼等が[illegible]四郎時貞[illegible]、宇土郡[illegible]村に居たるを、天草、[illegible]、一揆六人を[illegible]め、[illegible]將六矢[illegible]小左衛門來り、一揆六人を[illegible]、[illegible]に切て此六人を[illegible]、[illegible]津村へ立[illegible]、[illegible]の[illegible]早[illegible]る、依之大矢野島[illegible]する由に付て、先[illegible]本[illegible]より[illegible]談すべきやとの評議一決し、戸馳村小左衛門に[illegible]付、兩度渡海に及べとも、邪賊同心せず、鐵炮打物并に數多の船指等、用意の體を見及し[illegible]、依之[illegible]より張番として平野[illegible]左衛門[illegible]の者を差下され、戸馳[illegible]東島[illegible]の間僅に二十町斗りにて程近き[illegible]、[illegible]多村へ引[illegible]張番し、戸馳の村人一同引[illegible]べし[illegible]、小左衛門は村民と共に一揆拜し[illegible]死するとも[illegible]きて動かず、[illegible]より在番[illegible]を打せし[illegible]、一[illegible]上り[illegible]、[illegible]前島原へ[illegible]、遂に翌年[illegible]月落去せり。

大矢野(オホヤノ)島

今登立(ノボリタテ)村、上村、中村、一名[illegible]、三に分れ、天草郡の所管也、三角瀬戸の[illegible]なる一島なり、島岸出入して、[illegible]港[illegible]し、[illegible]島、樋合(ヒアヒ)島、永浦(ナガウラ)島を附大なりとす、本島は北[illegible]山(三角瀬戸の北口燈臺此に在り)より、南[illegible]浦まで凡二里半、東西約一里とす、戸數凡二千七百。

大矢野氏は、天草の一族にて、弘安年中大[illegible]、其家に[illegible]來の事功を傳へ、[illegible]古合戰記の一書を[illegible]今日に存す、但し天正十七年の亂に、民部大輔種[illegible]一揆に與力したりしが、後小西氏に降り、其後に及び遂に舊邑を失ふ、その弟三郎種村あり、蒙古襲來にありたり武名を揚く、寛永十四年十月、大矢野上村の宮津[illegible]田[illegible]、[illegible]徒匪を嘯集して亂を作す、謂ゆる天草一揆是なり、十一月上島に移り、又島原に赴き、原の古城に據る。○原城紀事云、寛永十四年、島原天草諸所の小民、耶蘇教を奉ずるもの、郷里に嘯集して亂を作す、初め[illegible]倉[illegible]の島

原城に治するや、嚴に敎徒を檢して、日に五六人を殺す、慘刻苛察にして、至らざる所なし、其民心服せざるもの亦多し、重政卒し重次嗣ぐ、懦弱事に任ぜず、禁網稍疎なり、時に飛語あり、曰く今や世間瑞伊坐あらん（瑞伊坐蠻語猶天主世を持つといふが如し）今歲肥の前後瑞伊坐に當り、三年の後六十州を擧げ瑞伊坐に當る、其日時は天主自識して、之を介殼に納め、之を大矢野に降すと、益田好次甚兵衛と稱す、肥後宇土の人、嘗て小西行長に仕へ、右筆となり常に行長に昵む、行長亡びて隱居三十餘年を經、憤懣氣を負ふ、後徙て大矢野に居る、專ら妖を唱へ、郷曲を誘引す（耶蘇征伐記）好次子あり、字は四郎、資稟英異、五歲にして書を善くす、長崎に遊學し、既にして返て父と同居、是に至り年甫めて十六、美にして偎、都雅にして婉婥、處女の如し、敎徒流言す、昔者天草上津浦伴天連等、放逐に遭へる時、人に語て曰く、後五五の年、此地に二八の美童あらむ、是天使なりと、今茲に會將敬侍あり、四郎公天才英特なれば、其天使たる事疑無しと、是歲十月、敎徒嘯集、四郎を奉じて伴天連となし、その名を時貞と更む、大矢野宮津に於て場を開き法を說く、移文して諸村に轉傳し、日本大將軍[illegible]、豐臣秀賴の生む所と詐る、十五日の夜、在々の小民蜂起して官吏を殺し佛[illegible]を逐ふ、數日にして男女皆兵を執り、四郎を奉じて天草上島に移る。

湯島（談合島）

今別立して湯島村と云ふ、大矢野上村の西端、釜島の西北西二海里許、一座の孤嶼、周廻三十町のみ、而も人口一千五百あり。此島は島原海灣の南偏、早崎三角の兩瀨戸の中間に位置す、一名談合島といふ、圍子の謂ならん、形狀相似たり、然れども、原城紀事に「信永祚教々匯、會議之地、故名談合島、當時有民家十八」と、

○湯島に天然セメント土を產出す。

柳瀨戸（柳浦）

大矢野島と、天草上島の間なる航路にして、柳浦は大矢野中村の小灣なり、此海峽は其中間に長浦島、圍合島、湯野島等數多の嶼礁、紛然として滿つるを以て、航路は其北岸長浦島と柳浦の間に、わづかに通開するのみ、郡浦社久安六年解官に「西限三角中上井中戸」とある、中戸は此海峽なるべし。○地志提要云、柳瀨戸は、千束島と上島阿村大戸崎相距る十町、此を東口となす、大矢野島中村柳浦と上島合津村永浦島と相距る三町、此を西口となす、長壹里貳拾五町、峽西に大高田島あり、航路の標識となす。

長浦島

柳の瀨戸の中なる一洲なり、大同類聚方に根賀浦とあるは此にあらずや、

根賀浦藥、肥□國永賀浦の人隼人の家に傳ふる方也、根賀永賀相同じく、長に轉じ易し

千束島

又藏々島と云ふ、今村名を維和と云ふ、大矢野の東、戸馳の南にて、狹き道を隔て、戸馳島との間を藏々瀨戸と呼ぶ、本島は南北の長徑五十町にして、[illegible]

藏々瀨戸（和歌）

水[illegible]云、一箇瀨戸より六代方に入るに、三路の瀨あり、一は藏々瀨戸にして、戸馳島西岸と千束島北岸の間に在り、之を常航路とす、二はモタレの瀨戸也（俗稱オラビ）宇土半島と戸馳島の間に在り、狹く且淺くして小舟の外通じ難し、三は横瀨戸と云ふ、千束島の西岸と大矢野島の間なり、水道最狹隘にして、小舟も通過航し難し。

天草郡

天草郡

肥後の西なる海島にして、上島下島を以て最大とす、今郡衙を町山口村に置き、諸島を治す、民口凡十五萬。

天草は和名抄、安萬久佐と注し、五郷に分つ、其波多郷は今の宇土郡波多村、三角浦、幷に大矢野島等を指すに似たり、又國造本紀に、天草國造見ゆ、曰く「志賀高穴穗朝御世、神魂命十三世孫、建島松命、定賜國造」と、（此國造の事は他に見えず、始末を得難し）天平十六年、天草郡地震の事は續日本紀に載せたり。

中世天草郡の土豪數家あり、其大なるもの五にして、兩姓に分つ、瀨戸氏、上津浦氏、大矢野氏、栖本氏、之を天草家と云ふ、皆筑前原田氏の庶流にして、大藏姓とす、一は志岐氏、菊池の庶流にして藤原姓とす。戰國の頃には多く八代郡に往來し、洞然長狀に天草衆と稱するもの是也、豐大閤九州剿平の後、天草の土豪に新政に服せず、痛く誅伐を加へらる。慶長五年、小西氏滅し、其依附の土豪も皆族亡す、肥前唐津城主寺澤廣高代りて此地を領知す 天草の舊土民共に小西の家士、元耶蘇敎を信し（クラセ西敎史に、天草の五侯中、ダマクサ、ビヤン、スモトの三家は耶蘇敎に歸依しコージユラ、ジクンの二家は不信者なりと云ふ、ビヤン、ジクンは大矢野、志岐に當る）年を逐て之に歸するもの多し、禁止の令出づるも之を心服せしむる能はず、廣高の子堅高の時、寬永十四年の冬、敎徒亂を作し、富岡城將三宅を殺し、北に渡りて島原の原城に據る、翌年亂平ぎ、寺澤氏本島を褫奪せられ、是より幕府の直隸と爲る、吏を富岡に置き本島を治せしめたり（長崎代官の支配下にして、二萬三千石高の地なりき、一說四萬石と云ふ）○天草備考云、天草島は慶長六年加藤殿の知行と爲りしも、其願によりて豐後國鶴崎と得替せられ、同八年より此島は寺澤志摩守へ附屬、三萬七千石の檢地高とす、云々。

留別天草諸同人　梅外

火國西南緑海區、水晶洲嶼綠縈紆、天鐘隔□出才子、

地富風流容俗偽、隔浦遠村千樹小、銜山殘日一帆孤、
丹青寫出此時景、好是長江雖別圖、

天草上島

又瀬戸上島と云ふ、北は柳瀬戸を以て大矢野島を隔て、西は本渡瀬戸を以て下島を隔つ、八代海灣其東方に在り。東西凡五里、南北凡四里、今二十村に分ち、戸數一萬三千。○水路志云、天草上島は、島原半島の南々東にあり、島原海灣と八代海を分隔する一大島にして、山多く平地少し、中央に二大高峯あり、北峯を老岳(一九〇〇呎)と曰ひ、南峯を倉岳(二二〇〇呎)と曰ふ、又島の南東隅に海岸より直起せる一峯あり、龍ヶ岳と曰ふ、高一五三〇呎、最顕著なり。

恵家郷

和名抄、天草郡恵家郷。○今詳ならず、其旧址は何方なるべき歟、他に類例なければ、臆断し難し、上島の中にや。

高屋郷

和名抄、天草郡高屋郷。○今詳ならず、上島に高戸村あれど、其他は近似の名もなし、高屋恵家の二郷は、上島にして、天草志岐の二郷は下島なるべしと想はるれば、假に恵家とともに此に置く。天草備考に、恵家高屋は宇土郡の江部合津なり云々。

合津

(阿村)

上島の東北隅にして阿村と相接す、柳瀬戸の南岸にして、小湾あり、宇土郡大矢野島よりの渡津たり。按ふに合津は恵家津の訛にや、和名抄本郡に恵家郷の名を擧けたり、阿村は一に綱村に作る、八代海灣に臨む。○大矢野柳浦より合津まで四海里、八代港より阿村まで七海里。

教良木

合津の西南二里なる山村なり、老嶽、草積峠等村の西に聳え、溪澗の水は北に向ひ、末は柳瀬戸に注く、草積峠は上島の中央なる頂點にして、合津より本渡瀬戸に向ふ通路之に係れり。

上津浦

今上津浦村と云ふ、下津浦と相並び、上島の西北岸に在り、教良木の西二里。

天草備考云、小西行長知行の比、上津浦に南蠻寺を創めて、末流古須流といひける住持を据置きたり、此住持は元和元年本國へ逐返さる。(按に上津浦はゼスイト宗布教古書に、(Cozura 又 Cozzura などと、あまた載せらる)

天草黨に上津浦氏あり、原田の末裔にして、種貞入道より上總介種貞まで、十一代相續し、天正十七年に家亡ぶ、又寛永十四年、吉利支丹一揆の起るや、一時此に據る。原城紀事に曰く、十一月の初め、教匪大矢野より上島に移る、時貞好次山寨を上津浦に起し、海路湯島を經て、有馬に通交し、自勢熾を揚く、十三日富岡の官兵來り撃つ、教匪之を島子村に要す、官兵三百敵する能はず敗退す、下旬に至り熊本細川侯の大兵來攻すと聞き、急に海を渡り、老少男女凡一萬、相和して有馬に赴く。(島子は下津浦の西隣なり、有馬口之津は上津浦の西北十海里、斜に早崎海峡を隔て、相望む)

(島子)

大浦

上津浦の東北に、赤崎、須子、大浦、楠甫の四村あり、柳瀬戸西口の南岸にあたり、此諸村の南嶺は即老嶽なり。

志柿

今志柿村と云ふ、上津浦の西二里半、上島の西端にして、本渡瀬戸の東側にあたる、志柿の南を下浦と云ふ、今獨立して一村とす、瀬戸の東側なる一集なり。

栖本

(湯船原)

又湯船原村と曰ふ、上津浦の南二里半、草積峠を隔つ、即上島の南岸なる大邑とす、近傍に馬場村、宮田村、棚底村、浦村等あり、倉嶽は上島第一の高峯にして、標高五八〇米突、栖本の東北に屹立す。

洞然長状に「文明十五年、相良爲續高田郷宿陣の時、天草より志岐、上津浦、栖本來り、麓へ乘陣」の事見ゆ、栖本氏は天草五黨の一にして、天正十七年亡ぶ、事蹟通考には十七年冬十月、志岐城へ一揆立籠れる時、栖本八郎親高も之に黨したりしが、城陷りければ、大矢野上津浦栖本各轅門に來り、小西家へ臣事すと述ぶ、小西家淪落の時まで遺れるにや、富岡陣屋の時は、上島の西部諸村を、すべて栖本組と云へり。○天草吉利支丹一揆の頃、上島陣屋は栖本に置かれ、寺澤氏の兵吏之に居りしが、大矢野に教匪の起るや、栖本の民首として之に應じければ、兵吏力制すること能はず、逃れて富岡に走る。

高戸

(砥岐)

今高戸村と云ふ、又砥岐村とも曰へり、上島の東南隅にして、合津の南五里とす、村北に龍嶽あり、海中に樋島あり(長一里横數町、八代海灣の中央に位置し、葦北郡田浦の西四海里許に在り)富岡陣屋の時、砥岐組と云ふは、上島東部の諸村を總べたり、砥岐の西南一里に大道村あり、大道の南海中に御所浦の群嶼あり。

御所浦島

高戸の西南なる海中に在り、與一浦、葉木、楠盛など云ふ數嶼之に傍ひ散在す、御所浦最大、長二里横一里、今御所浦村と云ふ、戸數五百、屬嶼の戸數又三百餘とぞ、獅子島は本島の西南二海里に在り。

天草海樓中秋賞月　　黄石

滿空涼氣夜涼流、縹渺臨風倚海樓、自是幾人難故國、
一樽賞此作中秋、潮光萬里相摩盪、山影千尋倒浮、
天草月明難再遇、髭鬚賞到五更頭、

天草下島

上島の西にして、本渡瀬戸を隔つ、北は早崎海峡を以て島原半島と相限り、東南は長島海峡を以て長島と相離る、西方は所謂天草洋にして、烟波渺々として五島に毘連す。今下島一町(富岡)三十八村に分つ、南北約九里、東西約四里の大島なり。○水路志云、天草下島は八代海の外屏たり、長廿四海里、島の四周概ね岩岸にして、避泊場は西岸に崎津浦あり、南岸に牛深、久玉あり、東岸に宮野河内あり、北岸に富岡灣

あり、島内には山多けれど、上島に比すれば高峻ならず。

本渡瀬戸

又亀川瀬戸と云ふ、下島の亀川村と上島の志柿村の間に於て最狹隘と爲り、兩岸相距る百二十間、八代海と島原海を連結する峽道なり、南北の長徑凡五海里、其北口兩側に町山口港あり。

到本戸村舟中　　黄石

海郷消夏倦閑游、已看青山爽氣流、落日風潮三十里、歸舟去訪別村秋、

本渡瀬戸は、大高潮に於て、僅に約四呎の水深あるのみ、故に端舟の外は通ずるものなし、（水路志）南北の潮汐峽間に相離合し、去來甚迅し、行船一瞬の間に在り、落潮に際すれば床地を生ず。

天草郷

和名抄、天草郡天草郷。○今本村、本戸町、山口等すべて下島の東北偏を曰へる歟、此邊は島中の舊邑にして、其本村と稱するもの、即天草の祖先の主なりと傳ふ。天草氏は筑前原田氏（大藏姓、蕃別劉氏の後）の餘流にして、瀬戸十郎兵衛種元を祖とす、戰國の比に本戸村に築城し之に居る、後、枝を上島に移り、蔓延して栖本、上津浦及び大矢野氏と爲る（新編國志云、原城紀事）

本村

天草本村の義なり、東向寺と稱する一宇の蘭若あり、寺領百石の朱印を有して、島中の名藍なりき、開基沿革詳ならず。

送人之天草　　僧　絶海

金蕊背上笈辭山、滿地瑤花掃紫苔、島樹深遮仙洞路、潮聲直到寺門前、徹宵僧磬清寒散、隔岸漁篝明夜船、此日送君歸絶域、寺鞋布襪興飄然、相看一笑鬢如銀、二十年前舍社人、覇國提封非舊日、組園花卉醉芳辰、琴中白雪天涯意、夢裡青山海上春、我亦烟霞耽勝事、欲隨歸鳥與爲隣、（蕉堅稿）

町山口

今町山口村と云ふ、本渡瀬戸の北口の側に在りて、泊舟の便あり、小市街を爲し、天草郡役所即此とす。合津を去る八里、富岡を去る五里、三角港を去る二十海里。○天草石は町山口に産出する砥石材にして、砂岩石の類也、白色の間に諸色の斑紋あり、故に虎斑石とも呼び、研材に供するものもあり。

本戸城址

天草氏（又瀬戸氏）の所築にして、天正の末に廢す、町山口の北本戸村に在り（本村の東に接す）大永享祿の比、天草彈正左衛門行盛と云ふもの在り、天文年中に至り、大友義鎭に隨從す、豐臣氏の時、一旦歸伏せしも、天正十七年、天草伊豆守種元は志岐に應して亂を作す、小西加藤來り伐ち、天草氏滅す。（新編國志）○本戸村に寬永中寺澤氏の城代（富岡在城）三宅藤兵衛重利の墓あり、吉利支丹一揆の時、重利出て、本戸に屯し、十一月十三日、兵三百を遣して瀬戸を渉り、上津浦の賊を撃たしむ、軍克たず、重利僅に守拒を力む、匪徒の衆百倍來り逼る、重利自刄して死す、十四日也、重利は明智光秀の外孫にして、彌平治某の子と云ふ。

宮地

町山口の南二里半なる山村なり、今宮地岳小宮地の二村に分つ、宮地の東に大多尾あり、海邊の村落とす。

御領

町山口の北一里半、緣海の村なり、其海中に大島と呼ぶ小嶼あり、方數町に滿たざるも、漁戸數十あり、早崎瀬戸東口の南岸なり。（御領の隣村佐伊津に、天然セメント土を産出す。

二江

今二江村と云ふ、町山口の北三里半、早崎瀬戸の南岸なり、海上に通詞島と呼ぶ孤洲あり、民家之に居る、二江の東隣鬼池村より、北岸肥前瀬詰崎（肥前高來郡口之津）まで直徑三海里、即早崎瀬戸にして、一時間六海里の急潮を生じ、天草第一の險處と稱す。

志記郷

和名抄、天草郡志記郷。○今志岐村、富岡町、上津、深江、坂瀬川、二江、都呂呂、下津、深江など下島西北偏の地なるべし。新編國志俗説辨等に、志岐の碁石濱とて、汀中に黑白の奇珍多し、是は太平廣記韻府群玉などに稱する所の、日本集眞島の手譚池なるべしと論せり、然れども荒唐の談なれば、固より考究の値なし、佐賀關（豐後）の碁石濱にも、手譚池の事を援く者あり。

志岐城址

新編國志云、志岐氏は菊池家より出づ、永祿の比、志岐志摩守鎭經あり、肥前龍造寺氏に隨附す、其子を麟泉入道とす、天正十七年亂を作し家滅せり。○原城紀事云、志岐入道麟泉、知勇一時に冠たり、豐臣氏の西征するや、島人を率て歸伏す、後佐々成政の治に属せず、亂を作し家亡ぶ。○事蹟通考云、天正十七年冬、志岐城主志岐兵部少輔諸經入道麟泉、本渡城主天草伊豆守種元、畔行長之命、行長自帥大軍、先討志岐、天草種元亦拔城救志岐、大矢野民部大輔種基、上津浦上總介某、栖本八郎親高、皆奮之、行長攻城數回、不得拔、死傷頗多焉、清正自將一万餘兵至志岐、與魁將木山彈正戰于城下斬之、麟泉不可支、終請命而退城、走薩摩、本渡、大矢野、上津浦、栖本各來降請門。（志岐はセズイト宗布敎古書に Seichi、又 Xiachi）

志岐の國照寺は、本村の東向寺と同しく、百石の朱印を有せし道場なり、吉利支丹亂後の敎化をすゝむる爲めに置かれしものにや。○近年志岐の海濱に煤田を發見し、採炭の業を起す。地學雜志云、天草下島の無烟炭は天草洋に瀕する所に、八寸、二尺、及び四尺の層を成し、僅々現出するも、採堀に堪ゆべきは、下底に存する四尺炭にして、志岐村四坂に在て、綺羅炭と唱へ、毎年採取す、抑下島の地体を構成せる中世紀砂岩及び頁岩中に挿間せる炭層中、特に其北に當り上津深江より、志岐、内田、年柄、都呂呂の諸村を經て、天草洋に沒する厚さ四尺の炭層（無烟炭質なり）の上部に「カハラケ」と云ふ炭ありて、白色の岩石を其上部に伴ふ、此火成岩はもと岩漿をなし地心より地上に涌き出で、岩層の上面を溶流せしに

由り、岩層は噴出激流の爲に焦されて、終に其一部は一種の天然骸炭に化成せしものたる可し。

富岡（トミヲカ）　今富岡町と云ふ、下島の西北端にして、志岐苓北を擁する半島地の地勢に位置す、東北に向ひ港灣を控有す。此地は元和寛永の比、寺澤氏城寨を營造して天草二万石の治所と爲せり（寺澤氏肥前唐津に居り天草を兼有す）吉利支丹の亂平定してより、城寨を廢し、更に幕府の直轄に歸し、長崎代官の出張陣屋を置きて、上下二島を治めしめたり、人口三千五百。

富岡港（トミヲカ）　水路志云、天草下島の北西角を成す一小半島の東側にあり、半島東角より南方に彎曲せる低沙嘴（松樹多し）ありて、灣の東面を保護す、此灣口は南東に面し、灣口の兩側に沿ひ、低潮に十五呎乃至十八呎、高潮に二十七呎乃至三十呎の水道あり、其錨地は灣の中央水深約四尋の處にあり。

富岡城址（トミヲカ）　富岡町の西なる半島即是なり、地勢は口之津の原城と相同し。原城紀事云、慶長五年、唐津城主寺澤志摩守廣高、軍功を以て天草二島を加封せられ、富岡に築きて城代を置く、三宅藤兵衛重利、久しく其職に任し、若手を以て備せらる、寛永十四年の冬、大矢野島並に島原有馬に賊徒蜂起す、然にして蔓延して上島を犯し、下島亦騷擾す、藤兵衛出てゝ諸村を巡り、本戸に至り匪徒を摘治し、事を唐津に報す、十一月十日、原田伊豫並河太左衛等、一千餘兵を以て富岡に至り、藤兵衛と會し賊を擊つ利あらず、賊遂に瀬戸を渉り來り脅逼す、藤兵衛又敗る、賊すでに戰に利あり、藤兵衛の首を獲て之を梟示し、兵を引き上島に還る、原田伊豫敗兵を收め富岡城に還り守備を爲す、栖本の戍兵亦來會す、十八日賊十字架の旗號を樹て、一萬二千餘雜然として來り逼る、孤城孑立、攻戰日夜、二十三日に至る、十二月八日、唐津侯寺澤廣高江戸より至り、生兵八百を以て入城す、則賊匪は大抵有馬に航し、賊中消復すれども抵抗のものなし、翌春亂平く、幕府天草を收め、富岡城を毀ち、吏を置き施治す。（新編會津風土記云、原田何次は伊豫と稱す、筑前高嶺山の大友朝臣の臨治なり、其家天正中亡びて後、肥前の寺澤家に仕へたり、其裔孫會津に來仕す、古文書あり、其天草有馬の戰闘を記すもの、中に、

於當月十四日、本戸に於て一戰、一揆は山間より鐵砲にて打立て、同勢敗崩れ致し、富岡（トメヲカ）へ曳取る、富岡の近所本志岐に吉利支丹宗のものあらん其さ、郎庄屋一人頭百姓四人を人質に取り、代官九里六左衛門へ渡し、富岡城へ一同籠城す、十八日に、かうつうより侍とも乘り參れる舟大船小船とも一艘も殘らず、樺島へ退け、籠城に相究まる、今日夕刻、一揆は本志岐に陣取る、此方より先んして放火す、十九日、外曲輪（トカハ）を捨てゝ城に取込み、二九三九へあつく曳取る、一揆の陣所へ火矢射させ、家宅燒拂ふ、一揆大勢大手の虎口へ攻來る、伊豫の子息二人つき出で、後勢續かざるを見て、打出で一揆を追拂へしに、敵強く鐵砲うち、城にては附入を防ぎ引取ぬ、廿二日、一揆方より諸口つよく攻よす、□□十五日の夜、十六日の早天、本戸口に番船一艘通掛り候、取合ひ追討したるに、さいつ浦の一揆之を見て取寄る、又口之津より二艘來り、都合五艘の敵船悉く打退く。

（富岡）

泊天草洋　　　　賴　山陽

雲耶山耶呉耶越、水天髣髴青一髮、萬里泊舟天草洋、煙横篷窓日漸沒、瞥見大魚波間跳、太白當舟明似月、

福連木（フクレギ）　天草の白樫は一名木にして、封建の昔は專ら槍の柄に用ゐられ、今も福連木村に官林ありて、禁伐の制を布き、之を保護す、林中老幹森々として樹身端正、拱圍七八尺、枝下十間餘いもの多し。（福連木は富岡の南、本戸の西なる山村也、凡下島は山岳甚高峻ならず、□高五百米突に及ぶものなし、□は本山を最峻とす。

高濱（タカハマ）　今高濱村と云ふ、富岡の南六里なる小邑なり、高濱の南二里にして、大江（オホエ）村あり、僻陬の地とす。

史學雜志云、大江（オホエ）村に羅馬教會堂あり、是は明治十四五年の交に建てしなれど、此地には三百年間秘密に天主教遺孽の存在したる也、即天正慶長の昔、西教々師の播きたる種子の、禁教の災を免れて今日に傳はりしにて、最奇異の次第にあらずや、之を聞く、大江、崎津、今富の三村に秘密信者の間に、水方（ミヅカタ）と稱する長ありて、宗門教師の職たるべき、洗禮類似の式を執行す、其水方と稱するは、洗禮の時、水を以て信者の頂に灌くに由る、水方は又「經消し」と稱する式をなす、これ德川氏の時、天下一統佛家に歸せしめ、檀那寺を有せざるべからざるに至りしを以て、盂蘭盆會若くは葬式の時の如き、佛僧來りて讀經をなす、然れども彼等は佛を以て眞の「はまけ」となさず、サンタマリヤ、ジェジュス、クリストなる眞の「はまけ」となすを以て、深夜人定るの後、佛僧の讀經を消滅せしむ、其眞文は水方が口より口に傳授したるものなるが故に、甚く轉訛し、今日之を其原文に復し難しと云ふ、三百年間信者が崇拜物として用ゐしは、サンタ、クルス又はメダル等にして、猶此他種々の遺物、村民の家に藏すと。

（大江）

崎津（サキツ）　今崎津村と云ふ、富岡の南七里、海驛なり、崎津の西一里を高濱村と云ふ、下島の西極にあたる。崎津の東は海灣深入して港を江海を成す、一町田（イッチャウダ）、早浦等の村落あり、一町田は天草氏の一氏にて、戰國頃一町田三郎兵衛といふものあり。

水路志云、崎津浦は東方に向ひ一里半、屈曲深入して、幾多の灣澳をなす、崎津浦を內外兩部に分つ、内の陸水道は、兩由岩底にして、低潮水深僅に四尋なり、内灣には□之

（一町田）

浦、早之浦、下田浦あり各一小澳たり、﨑津港は外灣の北岸にあり、水深七尋乃至十尋の錨地にありて、能く各方の風を保障す。

魚貫（チニキ） 今魚貫村と云ふ、下島の西南角をなす、海岬の傍（魚貫埼の東側）に在り、此地に近時中生層特有の菊石類を採掘す。（牛深の北二里）

牛深（ウシブカ） 今牛深村と云ふ、﨑津の海八海里、下島の南端なる一港なり、其南傍に下須と名つくる島ありて屛障を成す、東は長島海峽に向ひ、港口に戸島（島上に燈明臺を設けあり）横たはる、長島の藏之元港と燈火相望む、凡五海里、民戸一千。

宮河内（ミヤノカウチ） 今宮河内村と云ふ、牛深の北五里、町山口の南六里、下島東岸の一邑なり、長島海峽の北口に近く、獅子島は其海上五海里に在り。

天草洋詠　　梅外

穿夢甘藷望不窮、山田一百綠深々、君看十五萬人命、寄在温温蒼玉中、種蔗田了又種杭、農家與[illegible]利相爭、村々風色秋深日、人在芝茅頂上行　山々高木[illegible]、斤斧丁々十里傳、幾片風帆載薪去、人知天草賣薪[illegible]

長島海峽（ナガシマ） 天草下島の東南岸と、長島の間なる水道にして、八代海と其西方の外洋を連結す、峽間は一時間凡五海里、黒瀬戸に比すれば稍緩なりと云ふ、海峽の長凡十五海里。

水路志云、長島海峽は長島西側の水道にして、八代海の南口たり、西岸は天草下島にして、下須島、戸島、馬手島等の島嶼羅列す、戸島馬手島には燈臺の設あり、東方の中央水道に於ては絶ねて險礙なし、牛深（ウシブカ）港は海峽の西側にありて、戸島の正西二海里にあり。

長島（ナガ） 今薩州出水郡に屬し、西長島、東長島二村に區分す、天草下島の東南、一海峽を隔てゝ相望む、東西二里半、南北三里半、其北に伊唐島本浦島と呼ぶ小嶼あり、東南出水郡の陸岸は黒瀬戸と稱する狭水道を以て相離る、人口凡七千、農漁兼營す。○水路志云、長島は八代海の南口に蟠踞せる一大島にして、高さ一二九〇呎、其南側に水道あり、東側を黒瀬戸と云ふ、西側を長島海峽と曰ふ、島の南岸（東村山門野（ヤマトノ））なる長崎鼻に燈臺あり、兩峽の道標たり。

（山門野）

長島は續日本紀に天草郡西仲（ナカ）島と錄す、當時天草の所管にして、其南に在るものを西と記せるは、蓋誤れり、薩隅日地理纂考に、長島は大瀬戸（黒瀬戸、及隼人薩摩瀬門）の西なる一島にして、原野多く水田少し、戸數千四百、十一村に分ち、十五社と呼ぶ[illegible]三十餘所あり、此島古來領主なくして、歴世出水領主の主管也と曰へり。按ふに十五社は天草郡各所に在り、阿蘇大神の裔神とす、古來天草の所管たること、以て推知すべし、故に同書又云、一義に、永[illegible]年中、天草領主長島を領す、島津實久の時思兼攻めて之を取り、出水郡に屬せしむ、島内の八幡社に天正四年、出水領主島津義虎（實久子）の銘を刻せる鰐口を藏す、[illegible]長[illegible]年中の亂に、肥後の藤氏の兵水俣に出軍し、出水郡米津を侵し長島を襲ふ、時に五代右京亮長島に在り、高城に據り防戰す、當にして和平に歸す、藏之（クラノ）本（モト）は長島第一の良港にして、[illegible]着して此に泊集したりとぞ。（今西長島村藏之元、長島海峽の南に東側に在り）

（仲島）

獅子島（シシ） 長島の北に在り、方一里餘、島峰を七郎と呼ぶ、西岸に小港あり片側浦と云ふ。此島昔は鹿多くして、鹿皮を土貢と爲したり、故に宍島の名を得たり、民口若干今東長島村に屬す。○獅子島の西北岸は、長島海峽より八代海へ通ずる航路にあたり、丁丑の役、八代衝背の官軍は、船舶を獅子島附に寄泊せしめ、機を見て急に日奈久浦に向ひ、其上陸を遂けたりと云ふ。

（元之藏）

續紀云、寶龜九年十月、遣唐使第三船、到泊肥前國松浦郡橘浦、十一月壬子、遣唐第四船來泊薩摩國甑島郡、乙卯、第二船到泊薩摩國出水郡、又第一船海中斷船舳各分、主神津守宿禰國麻呂等五十六人、乘其艫而着甑島郡、判官大伴宿禰繼人、幷前入唐大使藤原朝臣河清之女喜娘等四十一人、乘其舳而着肥後國天草郡、繼人等上奏言、九月三日、發自揚子江口、至蘇州常熟縣候風、十一月五日得信風、第一第二船同發入海、比及海中、八日初更、風急波高、打破左右棚根、潮水滿船、蓋板擧流、人物隨漂、無遺勺撮米水、副使小野朝臣石根等三十八人、唐使趙寳英等二十五人、同時沒入、不得相救、但臣等潛行着舳檻角、顧眄前後、生理絶路、十一日五更、帆檣倒於船底、斷爲兩段、舳艫各不知所到、四十餘人、累居方丈之舳、擧舳欲沒、截纜枕柁得少浮上、脱却衣裳、裸身懸坐、米水不入口、已經六日、以十三日亥時、漂着肥後國天草郡西仲島、臣等再生、叡造所救、不任歡幸之至、謹奉表以聞、

鷹栖（タカス） 今東長島村と稱し、長島の東北岸なる一邑なり、島中に於て推して首邑とす、水俣（葦北郡）米之津（出水郡）の陸岸を距る十一二海里許、

天草島眺矚　　梅外

曾聞南[illegible]山、島嶼何蜿蜒、海水貫其間、潮汐來復反、[illegible]白虹度、[illegible]新月[illegible]、卓者如鶴[illegible]、[illegible]者似馬[illegible]、有如强力士、[illegible]相[illegible]、有如好女子、[illegible]自[illegible]娥、[illegible]娜買帆遥、杳靄歸鳥晩、百里一睫收、佳景無逃遁、[illegible]與清[illegible]、日落吾忘返、前事遂牽[illegible]、餘情相[illegible]、[illegible]日衆秋水明、心與暮山遠、

八代郡

(土北)

八代郡

宇土の南、瀕海の一郡にして、東は益城球磨に堺し、葦北郡の北なり。本郡の北部豐福、小川の諸村は、近代益城へ混入すと雖、本篇之を八代の下に屬く、凡四町廿七村、(五家庄五村は本篇球磨郡に屬するを以て、本篇之を本郡より除く)治所は八代に在り。

八代は景行紀に八代縣豐村を載せ、蓋火國の本據とす、和名抄夜豆志呂と註し、五郷に分つ、近代其豐福、小川二郷は、益城郡の所管に歸し、藩政の時、種山、野津、高田の三手永に分ち、惣高六萬二千石、軍役高四萬三千石と稱せり。其濱岸斥滷の地、築堤排潮の功を施せば、皆築開して田野と爲すべし、其面積四五方里に及ぶ。○續紀に「天平十六年五月、肥後國雷雨地震、八代葦北天草三郡、官舍并田二百九十餘町、民家四百七十餘區、人千五百二十餘口、被水漂沒、山崩二百八十餘所、壓死人四十餘人、並加賑恤」と此等事は蓋地震と洪水の并發に由るものにして、八代海岸の潮水と、諸河の激浪は、如是の慘劇を招き易かりしにあらずや。

八代庄は中世肥後の大莊たり、東鑑、建久三年、將軍賴朝の妹(坊門能保の室家)讓領廿所の一を、八代庄とす、之より先平家の所領にや。國志云、公卿補任「仁安二年、太政大臣平清盛、賜官符、以肥後國八代南郷土北郷等、爲大功田、永傳子孫」とありて、八代を一本に木代又御代とす、土北は一本に土佐又土比とす、今八代の宮地妙見緣起に、土北郷の名見ゆれば、往時は宮地邊に此稱ありしなるべし。建武中興の時、名和伯耆義高、功を以て八代庄を賜與せらる、征西親王の下國したまふ時、實に此地に據りたまひ、爾後久しく官軍の所依と爲る、當時八代庄を道前(北郷にて和名抄肥伊郷の邊なり)道後(南郷にて和名抄高田郷の邊なり)に區別したり、又八代庄をば廣く益城郡飽田郡まで被らせしやと思惟せらるゝ事あり、阿蘇文書に徴すべし、

「肥後國八代庄內、友知小北地頭職事
阿蘇社壇、近年騒亂以後、少々令破損歟、然者爲造營料所、暫所被預置也、守先例沙汰、以彼乃貢、可被加修理候、仍執達如件
　貞和三年三月八日　太宰少貳判
　大宮司殿」

「九州凶徒事、所被憑思食也、此時分擧義兵者、豐後日向兩國守護職、并肥後國八代庄、河尻一跡、三船一跡、海東一跡、并豐田庄等事、可被知行之由、依征西大將軍宮仰、執達如件
　元中十年二月九日　左中將判(實綱)
　阿蘇大宮司殿」

友知(砥用)三船、小北は益城郡に在り、河尻は飽田郡に在り。

陵逆志云、八代郡、或曰、此地(宮地の妙見祠)天照皇太神の山陵あり、故に社郡と云、後に八代に改む、これ妄説なるべく思はるれども、出雲風土記に斯の如き例あり、屋代郷「天津日子命詔、吾靜將坐社詔、故云社、神龜三年、民部省口宣、改字屋代」とあれば八代も始は社郡と云しにもあらんか、風土記傳らざれば其實を得ること能はず。(今按、和名抄已に夜豆之呂と註すれば、其本義を詳にし難し、屋代と同じからず)

八代海灣

八代郡の海洋にして、西は天草諸島に限極せられ、北は宇土半島に至る、其西南は薩州黒瀨戸を以て口と爲す、長凡三十六海里、横十海里乃至六海里とす。此海灣の東岸には松橋、八代、日奈久、佐敷、水俣(日奈久以下は葦北郡)米之津(薩州出水郡)の諸邑あり、流入の大水は球磨河にして、其河口即八代港なり、航路は北口に三角瀨戸柳瀨戸あり、南に黒瀨戸、長島海峡あり。

陵逆志云、八代郡の海上に燐火あり、毎歳八朔の夜に出づ、此夜山岡に登て是を臨るに、一火兩點遂兩の如く、幾千萬と云數を知らず、宇土益城八代葦北の四郡、向ふは天草にかけ凡二十餘里の海面、其夜は見る者陸になす、五更頃より出始め、曉明に出揃ひ、夜白に至て消沒す、是を世に龍燈と名付け、又不知火とも云ふ、今は天下の一奇觀となれり、此火五郡に係るとも云へども、八代を以て正面とす、故に八代の不知火と云なり。○増補國志云、八代の龍燈を不知火と云ふは、近世の事なるべし、確には知れざれども、何樣いと近き比に、歌人俳諧師などいふものゝ、龍燈の名の俚俗なるを嫌ひ、不知火とはいひかへたるにもあるべきや、從來しらぬひといふことは、萬葉集に初て見えたる詞にて、文字にては白縫、假字にては斯良農比、又之良奴日と書て、筑紫の枕詞としたるを、後に不知火の文字に書かへたるは、是釋家の季世などより、書出したることなるべし、其故は連歌師の宗祇が萬葉抄に、しらぬひを解し、つくしは綿ある國にて、しらぬひの綿は、古は然るべき人、綿を繡などにも入れども、縫つゝけて着けり、得ざるもいはでしらぬひのつくしとばかりによめるもありと見えて、是は萬葉に「白縫筑紫乃綿者身着而、未者伎禰杼暖所見」しらぬひはたゞ筑紫の枕詞なることを悟らずして、啻に綿のことを主としてよみたるものと心得誤たる僻說にてはあれども、此解にて宗祇が比まではいまだ世にしらぬひを不知火と書くことはなかりしこと明白なり、然るに文祿中に關白豐臣秀次、五山の僧徒に仰せて撰ばせられし謠抄の、白樂天の解に、景行天皇の八代にて竈火を見給ひし故事を引て、初てしらぬひを不知火の意と解したるこ

と見えたり、それより後になりては、[illegible]宣長などの古學の先達共も、すべて古の[illegible]の説によりて、外に殊なる解もこれなし、因て此に[illegible]るに、[illegible]らぬたか[illegible]書たれども、是も[illegible]假字にて、實は新[illegible](シラヌヒ)とかくべきにや、高[illegible]新[illegible]などいふこそ、三代實錄、延喜式等に見えたれば、新[illegible]といふものもありつらんと思ふなり、それを筑紫の枕詞にしたるゆゑは、萬葉に[illegible]一の枕詞に馬の爪つくしとよみて、馬はあゆむに爪を突やうに見ゆるを、筑紫のつくにいひかけて枕詞としたるごとく、新羅鏑は殊にめでたきもの故、新羅ぬひうつくしといふべきを、例のうもじを省きて、しらぬひつくしといひかけたるにもあるべし、然れども何さまにもしらぬひは筑紫にかぎりたる枕詞にて、筑紫を後には九國の大名のやうにいひならはしけれども、萬葉の比までは筑紫といふは今の筑前筑後にかぎりていひたることにて、うれによしもなき景行天皇の御[illegible]せし[illegible]火の故事を附會し、しらぬひを不知火と書き、火[illegible]國ならぬ筑紫の枕詞にいかでいひかくべき、また國名にかけたる枕詞にはさる例とても見及ばぬ事なり、

豐福(トヨフキ)鄉　和名抄、八代郡[illegible]（今豐福(トヨフク)村及び小野村是なり、（下益城[illegible]所[illegible]）豐[illegible]は[illegible]に豐向(トヨムキ)[illegible]と見え、[illegible]大田[illegible])の間に[illegible]したり、[illegible]記に「肥後國[illegible]人、[illegible]寶[illegible]二年辛亥十一月十五日[illegible]時、[illegible]生一[illegible]なども見ゆ、（古[illegible]春[illegible]看すべし）又[illegible]由狀に[illegible]福原合戰の事を錄す、國[illegible]古書にフキに假るを例とす

(豐向)　(豐服)

豐福(トヨフク)城址　國志云、此城は村上[illegible]少[illegible]、[illegible]武二年當國に下向し、八代古[illegible]に居り、後[illegible]云ふ、寬正文正の比、菊地[illegible]男、[illegible]又[illegible]める事ありて[illegible]を企て、[illegible]八[illegible]豐福に[illegible]す、[illegible]子中[illegible]に下知して[illegible]せしむ、武[illegible]死す」の洞然[illegible]狀によれば、文[illegible]十六年、[illegible]八代[illegible]名和[illegible]を[illegible]し、[illegible]て[illegible]地を[illegible]有す、[illegible]七年、[illegible]國字[illegible]地[illegible]に[illegible]ふ、曰く「[illegible]有御[illegible]人、御[illegible]之[illegible]分、豐後[illegible]國[illegible]一[illegible]豐福、如[illegible]候[illegible]合[illegible]分[illegible]取、[illegible]侯、以[illegible]付[illegible]、[illegible]向陣竹崎向上寺之尾向上寺[illegible]に[illegible]今[illegible]存す、[illegible]之[illegible]終に[illegible]之儀[illegible]北八代[illegible]人數[illegible]死候」[illegible]巳にして[illegible]八代を取り、永正元年[illegible]を討ち、豐[illegible]相良[illegible]手に[illegible]せしめられしが、相良之を保つ能はず、名[illegible]國[illegible]云、名[illegible]、建武二年三月、從[illegible]王下向肥後、居豐福城、其子[illegible][illegible]八代[illegible]同之、大日本史、[illegible]記等、[illegible]同之、[illegible]正平十三年以後、廿七年者、[illegible]入道[illegible]武光、居[illegible]國

(川淺)

豐福の西南は一面の斥鹵にして、豐崎淺川下鄉中間等の部落あり、今豐[illegible]村[illegible]、[illegible]時、初めて[illegible]水して、[illegible]年々[illegible]田を[illegible]れる所とす。○國志云、豐福の下鄉は昔海の渚なりしを、慶長年間[illegible]田[illegible]淺川(アサカハ)は[illegible]の名なり、此[illegible]に上[illegible]九十九間[illegible]、[illegible]之[illegible]、大[illegible]などは[illegible]々として深かりしも、近世は淺くなれり、又塔之潮の底に、阿育王塔といふもの沈み、此より年々不知火のぼり初むなども云ふ、又云、三軒屋堤とは近代の築塘なり、古の八代大[illegible]より竹[illegible]小[illegible]田[illegible]を過りて、小川に至れり、[illegible]山下に[illegible]たる村[illegible]なり、元和[illegible]海[illegible]に[illegible]、其内[illegible]田[illegible]、此[illegible]より外[illegible]なりしを、[illegible]、豐[illegible]中[illegible]より[illegible]に至[illegible]て[illegible]せしに、[illegible]にして大[illegible]て[illegible]る、此[illegible]自[illegible]然るに[illegible]和[illegible]年此[illegible]を[illegible]す、古來より[illegible]へ來る[illegible]あり、作者を知らず「むらさきの雲の上までかくれなき心つくしのしらぬ火の濱」。

竹崎(タケサキ)　今豐[illegible]村の大字と[illegible]る、南は小野に接す、竹崎氏の要害[illegible]なりとて、村東の山に一老松ありと云ふ、竹崎[illegible]長は蒙古合戰の勇士にして、自書の繪卷物の詞書後世に傳へ、其名殊に著る。

國志云、竹崎の[illegible]院堂は、江月寺と云ふ淨土宗の廢跡とぞ、本尊の背に壽永元年等の文字存せり、蒙古襲來記に曰く、蒙古の大軍襲來の時、肥後國住人竹崎五郎兵衞季長、生年廿二歲、帥兵出陣し、蒙古の大軍と戰ひ、甚く軍功を抽ず、且蒙古の大船に乘移り、蒙古人二人を討捕る、季長が姉[illegible]三井三郎資長も[illegible]名あり、云々、蒙古襲來[illegible]の終に、文永十二年六月三日竹崎をたち、六月十二日[illegible]倉につく、十月三日秋田城介泰盛に就て愁訴す（此間不分明）關東海東おなじもんたなりとて、海東を給ろべき（此間不分明）同十一月一日御くたしふみを給りて、あくる正月四日竹崎につく、同（此間不分明）海東に入部、此[illegible]は文永[illegible]安[illegible]度蒙古合戰の次第、季長自ら[illegible]也、永仁元年二月九日と記し、大矢野家に持傳ふ。（[illegible]季長繪詞の中に「中間(ナカマ)彌二郎又二郎の二人[illegible]して[illegible]へ登る」由見ゆ、中間は豐福村の大字に今も[illegible]れり、又[illegible]由狀に、[illegible]國七年竹崎右衞門太郎[illegible]に[illegible]の事見ゆ、菊池家國主の時之に仕へ、文明中、伊豆守[illegible]、[illegible]守[illegible]、[illegible]正中には圖書助惟[illegible]など、其名古記錄に見ゆ、天正頃には衰微したるにや、竹崎[illegible]其後は[illegible]ず、

(間中)

征西[illegible]記云、三月廿八日、[illegible]軍は小川に在り、中村中佐を大[illegible]とし一大隊の兵を以て松橋の[illegible]を視せしむ、往て豐福村に至れば賊[illegible]へ戰ふ、中[illegible]利あらず、退て小川の軍に返る、是夜中佐[illegible]隊二十名を率ゐ賊を

せす、野津大佐を兼して之に當す、二十九日、旅團の部署を定め、別働第二旅團は[illegible]を守ち、同第二旅團は北陵に乗じ豐福より賊の右を衝き、同第一旅團は鏡より海に沿て前行し、首に津山側に松橋に進むを期す、三十日、別働第一旅團八を分て三隊と爲し、同第二旅團大方大隊の一中隊を應援とし、午前六時上藍畔を撃つ、賊左右の山陵に據り抗拒す、更に撰拔兵を遣て、潜に賊の左翼より迂行し其背を衝かしむ、川路少將も城山より迂行し其背後を衝き、遂に賊壘を陷れ、進て谷口村に陣す、別働第二旅團は豐福より進て久具村に至る、賊殊死拒戰し、夜に入て克つ能はず、大野に至り賊と水を隔て[illegible]戰終夜、別働第一旅團は午前五時[illegible]を發し、久具村に至て[illegible]、賊は一塚を核橋藤山の故に築き、久具橋及、大野川大野川所在の堤防に據て拒戰し、且新田の水門を毀ち潮水を引く、田畑の泻渝皆湖り、我軍進む能はず、中央右道の軍も時を移せども、賊固く守て退かず、是に於て黒田參軍將陣頭に立て指揮し、中央の孔道より突進せしむ、左翼亦潮水を冒し賊壘を衝く、賊遂に潰亂、火を所在に放て走る、時に午後七時なり、會降雨暗黒咫尺を辨せず、全軍露營して日を待つ。

小野（ヲノ）

今部田と合同し、小野部田村と云ふ、東寺百合文書、正和三年十條院領肥後國小野莊と云ふも此莊、小野の東讀を鯖神と云ふ、絵城の小野鄕、野志田等へ通する山道なり。

按に大日本史、某良王傳に「僧良、正平十三年、大原蓮後不知所終、世稱富田宮、或九州宮、阿蘇宮、肥後宮、相傳、僧良居八代郡小野、娶郡雄島、弱寄神武重女、生良松光、後日良宗、子孫世當存于今島」と、是說は只後良菩薩、後に院宣願書に同じ、國志には良宗七代の孫、後醍院以降守宗中の子、高橋少三郎頼次まで八代郡に出生と云へれど其地を知らず、何所に住せしにやと、疑を挾めり、若良宗と云ひ、小野と云ひ、皆嵩[illegible]の說のみ。

娑婆神山（サバカミ）

又鯖神（サバカミ）山と云ふ、小野の東讀也、國志云、鯖神には七本松岩立て、此山つゞきのタカノ峯に、横嶺三尺可り、毒蛇の如き土地あり、此山即古へ白髮（シラカミ）山と云ふ、一說に、古風土記に載せし八代郡白髮山は此ぞそ、此鯖神社、寛暦年中、立寄と云傳近村を勸請し、其飯米を備て皆民を屈で、險を避け通行を容易にす（〔）

（白髮山）

肥後國風土記云、〔釋紀所引〕昔纒向日代宮御宇天皇之世、御肥君等祖健緒組奉勅來到、悉誅夷之、兼巡國裏、兼察消息、乃到八代郡白髮山、日晩止宿、其夜虛空有火、自然而燎、稍稍降下、著燒此山、健緒組見之、大驚怪、云々（按に古士風記の文意によれば、白髮山は鯖神の地勢に相合ふ、一說、種山村の白谷山即白髮山なりと云ふは、信據しかたし）

（鯖神）

部田（ベタ）

今小野と合同し、小野部田村と云ふ、小川驛の北に接す、東讀を日讀と云ふ、守山八幡社在り、守山は此地の舊名にして、甲佐文書、建久六年小河の四至を錄し、北限守山莊界とある者、即是なり。

守山（モリヤマ）

國志云、武朝申狀なる守山をば、一說、隈府城良山なざ何所なるべしとあるは、何に據られたるにや、菊池の土俗の說にさる云ひ傳へありしと見えて、井澤蟠竜が菊池軍記の附錄に、武朝が申狀を載せて、守山要害とある傳に、菊池郡にありと注し、森江公正が風土記にも、隈部の城地昔は守山と云たるよし見えたる外は、當時の諸書、文書共にもをさく見及ざる事なれば、もし土俗の傳說のみならんには、いかにもうけかたくおぼつかなし、いかにとなれば當時の文書に守山の名の見えたるは、皆今の絵城郡河江手永の守山村のことにて、阿蘇文書惟澄が申狀に「次讃岐市尚分下向、正平元年閏九月二日、攻破守山御所之時、自小河城下合、令致散々合戰」云々と見えたるも、隈府にあらず、小河の近地とす。

弘和二年之比者、[illegible]申狀、之以下筆三字、武朝守叙旨、奉仕將軍宮、進發肥後之間、一族以下抉持人等、受取[illegible]、[illegible]守山之要害、[illegible]申狀、作守山城一揆對武朝之旨、[illegible]時日、自[illegible]向、各令追落訖、

按に守山小川と絵城守士と八代の三叉路にあたり、一方の要害とす、阿蘇文書、中院中納言の狀にも見ゆ、中院中納言は良定とも宗平とも呼び、征西將軍に先きだち下向して官軍を[illegible]し、後吉野へ歸られ給ふと云ふ。

委細ちうもんの趣、條々たしかに加一見了、さては關所のくちあかは同前まかりのほるへき由事、口入子細あるへからす、但先日わたんさて候しかとも、たしぬきてかやうに候、ろれに中々いられ候とも、[illegible]を破候て、たしぬき候はんときは、たゝ同篇たるへく候、さやうの時も後悔候とも[illegible]たしぬくみおならて、ろいう[illegible]、しを[illegible]へき所見にてあるへくは、みなをあけん事は、いきあるましく候、さて小河の事いおきなれはと云々、ろしの一たんにうつすへからす、かくへつのきにて候へは、道をはあけてくをし候へく候、もしなをおかはの正官のしやうなどをも、いかゝあちんすちんさうたかな候て、城に人をも入ろへ候て、[illegible]をり候へかしとおほえて候、[illegible]へくしかたく候、高從方へ仰遣て候、さためて由候へく候

八月五日　判（中院中納言花押）

此古簡年を缺けざ、惟[illegible]申狀に見ゆる、正平元年頃の八代合戰の時なるべし、閉塞の情勢稍文中に悉されたり。

守山三寶寺は、延寶六年、鐵眼和尚の造立なり、鐵眼は部田村佐伯氏の子にして、出家して道光と云ふ、黄檗山に登り、木庵和尚に嗣法し、大坂に瑞龍寺を開き、又大藏經を刊行したり、行業拔群の僧なりき。

河江（カワノエ）　部田の西に接する田村なり、藩政の時、河江村と稱せしは、松橋、豊福、小川等を總べたる名なり。

河江の西北は豊福の役入新田に連接し、海面を埋立して墾開せる所なり、住吉（スミヨシ）川は海東の山中に發し、小川驛を過ぎ、此に至り海に入る、長四里許、一名白砂川と曰ふ、住吉社は竹崎置記によれば、文永年中竹崎季長海東村に建てし者にして、慶長中河江の新田開發の時、守護神なりとて、白砂川の下游に移されしとぞ、明和三年、河江より豊福の間大堤成就す。

（住吉川）

小川郷（ヲガハ）　和名抄、八代郡小川郷。（今小川町、河江村、海東村、吉本村并に部田等なるべし。）小川町は北東南西の四大字あり、驛市を新町と云ふ、中央に位置す、住吉川の北畔なり。住吉川をば昔小川と呼べるならん、建久六年甲佐社領立券に、

八代北郷

南小河　加海頭并國領園四箇所

四至　東限山大平三枝　南限八代北島超　西限海加志立　北限比多尾辻

北小河

四至　東限南小河堺　南限八代荘堺并小河堺　西限鏡繋　北限守山荘限

按、今東小川に荘園山、公文名山などあるは、建久立券の國領園四箇所と云へるものゝ中にて、かかる名の遺るか、阿蘇明神の社も存す。

小川（ヲガハ）　今新町を、驛所とす、松橋の南、薩道四哩、人口三千六百。國志云、小川の町は應永廿七年に建始め、寛文七年百九十八軒あり、古への八代往來の官道は、豊福より竹崎、小野、部田、小川を經て八代郡吉本に入り、大野原を過ぎ、鏡原より今の道に出て（豊福より南宮原過迄は山際まて皆田なり）しと云ふ。

小川城址（ヲガハ）　驛の東南なる山頂にして、海東、種山（タネ）に接近す、一説に征西將軍懐良親王、守山御所にましまし、名和顯興守護し奉ると云ふは此城の事にやと曰へり、惟澄申状に、

頼尚（太宰小貳）雖令下國、正平元年閏九月二日、攻破守山御所之時、自小河城下合、令致散々合戰、追落馬場具、日奈子并高木兒玉、肖削丹次以下、十餘人討取畢、云々、

又阿蘇文書、菊池肥後守へあてし書案に、

阿蘇大宮司惟澄申、社領當國小河郷、井郡浦事、如注進者、於此浦者、道元代構城郭、至小河者顯興代構要害、各申其儀之間、不及打渡云々、

正平十六年十月廿三日　　勘解由次官判

天正中、島津家臣松浦筑後守久信、南小川峠尾に城きしが、太閤秀吉に降て先鋒に從ひ、平定の後、八代の高田にて三百町、小川海東にて二百町を賜り舊城に居れり云々、慶長の末年廢城す

征西戰記云、三月二十六日、我軍進發、其兵四千有餘は北種山より宮原西道に至り、左翼は小川宮原より鏡北道に至り、中央は宮原より鏡に至るを限り、全線二里、哨線三里に布く、黒田參軍は右翼中央の山上に在て督軍を指揮す、此日賊未だ備はらず我軍奮擊大に之を下し、各兵及び屬官等の[illegible]を撰み一隊を編成し、折田少書記官をして之に長たらしむ、午前七時半右翼先鋒進擊し[illegible]、左翼進て之に接し、十時に至て中軍進擊し、左翼の危なるを見て、令を傳へ合擊する一時間餘、賊敗走す、全軍小川驛に至り、[illegible]を開き、又之を走らせ參謀長兒玉八之進を殺す、時に午後三時なり、

海東（カイトウ）　今海東村と云ふ、小川の東なる山村にして、住吉川の上游二里餘、之に沿る、東北は豊志田、南方は種山村と山嶺を以て相限る。

海東は甲佐社建久六年の立券に「八代北郷に加へらるゝ海頭并國領園四箇所」とありて阿蘇神領の中なりき、建治元年竹崎季長海東荘地頭職を賜はりしこと、別見するごとし、村社を二宮と云ひ、又住吉社ありしが、近世河江新田へ移す、住吉の社僧塔福寺は、元北小川に在りしが、元祿年中、西海東へ移し、眞宗の一刹と爲る。國志云、塔福寺に正應六年地頭左兵衛尉藤原季長と署名する置文二通、正和三年地頭沙彌法喜と署名する置文、又元亨四年の社領寄進状等、皆塔福寺に在り、阿蘇文書、長祿五年海東村は阿蘇社領たるべき旨、國守爲邦の證判したるものあり、此頃は竹崎氏已に衰へし歟。

篠尾（シヌナ）　今詳ならず、小川海東邊にあるべし、惟澄申状に見ゆる要害なり、狀云、正平元年、少貳頼尚雖令下國、閏九月二日、攻破守山御所之時、自小河城下合、令致散々合戰、次日追掛大野原迄（中略）御敵以數取種山黒駒城之間、此所御方（小河）要害後山也、可令八代出入斷絶之間、不廻時日馳向、取向城於米山之處、内河維殿允打越於此境者、偏可爲惟澄之計之由、依令申、令錯之處、頼尚一族對馬判前守、筑後孫次郎以下數百騎、寄來之時、八代御方被追落要害之間、竹崎左衛門太郎相共、追散彼凶徒數十人被疵云々、其後甲斐尚直分八代南北、以和談着、今宮篠尾二箇所、御方城郭之體、其後御敵馳越小河境、篠尾構城郭之間、惟澄寄致日々合戰、自八代終以無合力者也、

道前郷（タウゼン）　中世の私稱の郷名にして、和名抄肥伊郷及び小川郷の南部と、木行郷の北部を包括したるごとし、其南なる高田を道後と呼びし歟、阿蘇家傳の古簡に、其村付田數見ゆ、

例（足利直義なり）

肥後國八代庄内、道前郷事、任先例、當時領掌、不可有相違、彌々可抽忠勤之狀、如件　康永二年四月廿八日

肥後國八代莊之内、道前郷田數、但□料田也

一所　野津村　二百三十五町二反三丈

一所　小□野村　四十町九段二丈

一所　鞍楠村　三十五町九段一丈中

一所　法道寺村　二十二町五段一丈中

一所　種山村　二十一町八段四丈

一所　錦村　四十五町八段二丈

一所　大野村　十五町一段三丈（以下略之）

吉本（ヨシモト）　今大野を合併して、吉野村と改む、小川驛の南に接す、吉本の西なる和鹿村は、近世開墾の移人新田なり。

（□□）吉本は一名鶴棲（ツルス）と云ふ、高□山の登松に□□郡智願社あり、善名但伯耆判官□高の本領にして、建武二年□□村を□州□社□に進めたるに起因す、後□高の子□□の本領に來寓したるも、亦故あり、高□の南一里、氷川の□立郷に□野上宮ありて、高塚を下宮と呼ぶ、阿蘇文書、康永二年□前郷小□野村と云ふも、此なるべし。○國志元、名和文書、建武二年五月、伯耆大夫判官あての綸旨に「八代□地頭分内、鞍楠村、□野□山寄進之由、□□」云々、□現社の□□は□□□内なりしが、後に吉本の名自然と□り、□□は□して吉本村の内にたゞ名のみ殘れる也、然れば□□は□□なる故、村民其碑を高□に□□して住□の社とするか。

高塚城址（タカツカ）　吉本と大野の間に在り、故に吉本城とも、大野城とも呼ぶことあり。○新撰國志云、天正十五年、秀吉公征西の時、四月廿一日、高□□の城八城（ヤツシロ）も退散したりければ、則八城に御陣を居ゑられ、暫く御□□あり、□識記に高□城主木野但馬守親則は菊池の末□にして、即ち□淵廿六代□武の□□なり、天文廿六年の比、□□の事に依り却て菊武の爲に誅せられたりと、又大野村に、明應六年六月、木野但馬守相直か建立したる碑石あれば、木野氏は此邊在住の人といへり。○國志云、天文中木野□則□□一件を、木野臣崩れとて、□邑法師□しと云、此時肥前□□寺も親則が□義を□傳へ、其義氣を感けんとて、出勢せしとかや、又東上野守、其子伊勢守在城と云、天正十年、薩兵來て攻破る、之を亂橋の軍とて、土俗に傳誦する所あり。

大野（オホノ）　吉本の南なる高原にして、今吉野村の大字と爲る、氷川小川二水の中間にして、往時の八代官道は之に通じたり、慶長中加藤氏の時、今の如く吉本より直に宮原に直道を引けり　國志云、惠良惟澄申狀曰「正平九年閏九月三日追而至大野原、友阿彌陀峯」云々、大野原其頃要路なること明也、阿彌陀峯は大野より直に宮原に越ゆる阿彌陀路と云、又□須賀□記に文正元年大野原に陣ふと云ふも此とす。○人類學會雜志云、大野の貝塚は吉本村に跨り、モールス氏、明治十四年頃、其遺物を研究せり、凡大野と云地には多く石器時代の遺跡あり、亦一奇とすべし、（當國松橋の大野、二見の大野みな貝塚あり）吉本大野の貝塚は、面積廣く、凡二丁四方に渉れり、又貝殼の□もれるを、厚さ四五尺より四間にあまり、鹿角、猪牙、人骨等數多を獲たることあり。

高屋（タカヤ）　延喜式の驛名にして、豐向片野の間なり、今南北兩□の距離によりて推すに、高屋は大野などに相當す。

大野窟、國志云、大野の洞窟は其口甚た狹く、内空濶し、石を積みて四壁とし、□文あれども多くは消滅す、凡深入七間にして、横は二間又一間の所あり、高は五尺より一丈餘まで、一樣ならず、其銘文は「肥後國八代道前郷大野之村」云々とかき出して、木野但馬守相直が爲めに、明應六年に安置したる阿彌陀如來への發願修善の文なり。

野津（ノツ）　今野津村と云ふ、吉本の南一里、氷川を隔て、宮原と相並ぶ、藩治の時、野津手永と號せしは、宮原、有佐、鏡の諸村を總べしものなり、野津の河原町と云は、氷川の邊なり。野津の井上と字する所に、温泉の跡あり、今□□□□□、□□年中、野津村法道寺の廢址にして、阿蘇文書、□永年中、野津村法道寺村とあるは此なりと知るべし。

肥伊郷（ヒ）　和名抄、八代郡肥伊郷（今氷川の西岸なる、野津、宮原、有佐、種山の諸村なるべし、或は云ふ、肥伊郷は高田村の大野□原などの遺跡と、然れども亦名に氷川遺り、郷村も肥の本肥伊高田各一郷を爲せば、後說採るべからず、蓋肥伊は火に同じくして、即火國の名稱の根元とす、日本書紀□村に作る。

（□□）景行天皇紀云、天皇從葦北發船、日沒□□火光、往之、得著岸、問其火光處、對曰是八代縣豐村、尋其火不得主、茲知非人火、故號其國曰火國。○釋紀云、肥後國風土記曰、景行天皇、誅球磨贈於、巡狩諸國云々、幸火國渡海之間、日沒夜暗、不知所著、忽有火光、遙視行前、天皇勅棹人曰、行前火見、直指而往、隨勅往之、果得著崖、即勅曰火燎之處、此號何界、所燎之火、亦爲何火、土人奏言、此是火國、八代郡火邑、但未審火由、于時詔曰、燎之火非俗火也、火國之由、知所以然、肥前國風土記曰、大足彥天皇、將筑紫國之時、從葦北火流浦（ヒナガ）發船、幸於火國、度海之間、日沒夜冥、不知所著、忽有火光、遙視行前、天皇勅棹人曰、直指火處、應勅而往、果得著崖、天皇下詔曰、何謂邑也、國人奏言、此是火國八代郡火邑也、但不知火主、于時天皇詔群臣曰、是此燎火、非人火、所以號火國、知其燈由。

（火邑）○國郡志云、八代郡肥伊郷は今地名亡ぶ、景行天皇の時の火村にして、其實詳ならず、郡の地圖形を以て考るに、上古八代郡は山に□ふ村のみにて、八代の城池近邊、植柳大福寺、北は野津鏡等、村々は海中なり、後に追々に堤を築き開田となせり、然れば球磨川より南と川上の松原の方は皆高田郷の管する所、球磨

川より北に小川あり、夫より北に小川堤あり、木行と小川の間より東種山の方山まで亦なし、然れば今の氷川は其の中央の地にして、宮原傍近の村吉の地なり。

古書記傳云、肥國の火の事は、今も然なり、神に靈怪と云てあり、年每の七月の末より八月頃迄見ゆる内に、八月朔日の夜は殊に多し、宇土あたりの山よりよく見渡さるる也、其狀世に挑燈と云物の大さに見ゆる火、初には一つ二つ顯れて、漸くに分れて數多くなり行て、連りなる程は幾千萬とも知られず、大方海上に凡三四里が程伴なべて皆火になる也、風吹けば火少く、雨降る夜は見えず、又其火の燃るときに其海を通ふ舟を遠く見渡せば、火中を行と見ゆるを、其舟にては更に見ることなく、たゞ常の如くなるとぞ（不知火考云、中島氏）古典、火國の事は天皇の[illegible]て火國と名付給ふと解くは非也、其實は火國と云る由は、卽此火の故也けりと、國名を解したる意也、それより肥の國の[illegible]とはなりつらめ、國人も[illegible]云り、每年七月晦、小つ朝、廿九日の夜また多く出、火の出る所は八代郡の海上二三里と沖の方く[illegible]、晴なれば其所定かに見わきがたし、半夜過るころより一二見えそむるを、[illegible]火とも云り、やうく大小の火ども出で、遂に滿果てぬれば跡もなし、此火も七八月の程は夜每に出、十二月晦日の夜も多く出ると云、又天草の[illegible]村より見たる人の物語をきくに、火三十許り出て、其の中より二つ三つは山に飛あがると云り、是風土記なるに似たり、書紀には御船より岸の方にみえなはし、さきなり、今のとはいたく違へ、これも白髮山の火の類と見はる、（書紀通證云、不知火の說、考按を要す、景行天皇の時の火は海上の火に非ず、御船より岸の方に見えし火にて、白髮山の火など、同き燐火なるべし、紀文[illegible]たり、天皇の時の火も主しらぬ火なれば、たゞ不知火と云は可なり、是を今の[illegible]、又說文の[illegible]に取るは疑ふべし、萬葉集其他の歌書にも不知火と正しく書たるものなく、又火につきての歌一つも見る所なし、因て思ふに昔の時の不知火と、後世の白縫と、今の夜燈とは三物各異なる乎。

氷川（ヒ）（火川）

又火川（ヒノカハ）に作る、種山の奥栗木（クリキ）村に發し、西流し種山（タネヤマ）村に至り、河俣川、小浦（コウラ）川を容れ、宮原に至り（此まで凡八里）下流となり、西北流して八代海に入る、長凡十一里、其下流近海の地は、村民築堤排潮を力むるを以て、年々に潮を關き堆洲を生ず。

國志云、火川の邊には火村ありて、村名の火轉して水名になれるならん、然りと雖、今火村なし、宮原は八代三宮社を勸請したる後の名にして、元は火村なりとおもはる、何となれば此火宮原にて火川と呼ぶも、上流にては種山川と云ふ。

宮原（ミヤノハラ）

今宮原町と云ふ、熊本の南六里、八代の北二里半、氷川宮原の初めに、[illegible]行なき所なれば、[illegible]に決一町を稱するならん、古名は火村なるべし、日へ[illegible]、人口三千八百。

宮原は三宮の[illegible]の神門あれば、其名[illegible]、[illegible]中、宮原在兵[illegible]公[illegible]と云[illegible]、[illegible]を信し、終に定に入りて死し、種々の奇[illegible]を示すと、其神宮寺の所蔵によれば、此[illegible]は[illegible]保年中、越中前司平貞俊の宮地村より勸請したる者とす。公卿補任に、仁安二年、平相國清盛官符を以て八代郡土北[illegible]を[illegible]與せられたれば、其頃[illegible]使下向の事ありしにや、新編國志、拾遺國志、征西[illegible]記云、[illegible]軍の先鋒[illegible]島大佐は、三月廿日、八代より進軍して、宮原の近傍に[illegible]し、二十一日は黎明より警視隊を中央とし歩兵隊を左右翼とし、進みて數合、正午に至り遂に氷川の要地を取る、賊は敗れて砂川に退く、既にして又山間より我右翼を衝く、夜に入て戰休まず、二十三日、賊猶宮原近傍の險に據るを以て、其背後[illegible]種山を衝くの策を定め、二中隊を守備として、小浦村を經て[illegible]山[illegible]に至られた、以て所在の要地を取り、賊を一掃す、又宮原山の[illegible]數[illegible]を挾く、[illegible]大野山に走る、午後一時半、賊又鏡村氷川堤[illegible]の陣地を犯す、黄昏時宮原山上の要地に張り、後軍の至るを待つ。

[illegible]に、[illegible]中共に、今宮並尾と云ふ地名を錄すれど、今詳ならず、今宮は恐らくは宮原に同しかるべし、中興云、正平元年閏九月三日、追捕大野原近、入夜雖支阿蘇陣等、自八代御方不及合戰之間、不能合力、其後今宮要害之時、御方人々相共、日々合戰畢、（中略）其後轉尚[illegible]直分八代南北、以和[illegible]、今宮並尾二箇所御方城、御之畢。

早尾（ハヤヲ）

今宮原町の大字なり、早尾は大王山に宮祠あり、大王と稱す、國志云、早尾大王の神體は、男女六體、大宅太朝の臣にあらず、[illegible]大王と呼べり、又山頂に石槨あり、土人御墳と呼び長二間半、切石を以て造る、寛政中之を發きたりと云へり、又須賀文書云、嘉慶（系圖家）九州に於て、八代庄小井丸名之内下なやう之内、名和治部左衛門尉に六町地口宮也、（國志　はやう　は早尾の誤なるべし、今宮原町の大字なり、小井丸は小井丸か、今小井手の事にや、不審。

有佐（アラサ）

今有佐村と云ふ、宮原の西に連接、鐵道停車場あり、小川の南三哩、八代の北五哩半。

事蹟通考、肥後國誌系圖云、治部少輔家成、文治元年、築八代大牟田城、肥後國誌記曰、嘉禎年中の功に依り、家成に宮原大宮司職を授く、私領田九町分、アラサ六町、[illegible]五町、ヘキ一町、台二十一町、ツチ給三町、子孫に至るまで當知行無相違由、後藤家（此にアラサと云は卽有佐なり、大牟田は千町牟田に同じ、上土と云ふ寨址存す、名和氏の藩臣也）

鏡（カガミ）

今鏡町と云ふ、宮原有佐の西に連接する大村なり、人口四千六百、海岸に近ければ、[illegible]入新田[illegible]し、又不知

火の燈燈を觀るべし。八代の鏡池と云は歌名所なり、此村印鑰明神の池をば、土人井所と唱ふ、然れども鏡島村にも同じく古名を傳ふ ○新編國志云、鏡村鏡池古は廣く水深なる池なるにや、今は村際田畑の傍に少なる池あり、是を俳俗歌書に出たる鏡の池と云ふ、津守の國夏家集に、

薩摩かた鏡の池のひとつおしおのが影をや妻と見るらん、

井澤氏の説に、薩摩に鏡の池といふ所なし、八代は薩摩近き故によめるなるべし、松葉集「かげ深き岩根の松の年ふりて日も水草に八代のいけ」類妙集に、八代に泊りける日、池を御覽して「影もみじ日數をうつす旅衣身をやつしろの池の鏡に」。鏡は當村にあらざるべし、然れども淨然上人狀に、大永年中阿蘇惟豐相良氏を恃みて、鏡福壽寺に寄留したる由を載す、當時已に大寺なりしを想ふべし、(福壽寺今亡びたりと云ふ)鏡の西なる新開は、文政村と稱す、文政年中に成就したるにや、本名貝洲と云ふ、貝洲辨天は、明和年中高潮水に浸されたりと見え、「鏡海上に貝殼の淵あり、長二町何り、濶二三十間、高四五尺、東西に長く、西の方に石垣の辨才天あり、里俗傳て浮洲と云、如何なる大潮にも此洲波に浸せず、海塘を去る三町餘なり、此洲の陸地に續く時は、天地反覆すと云里俗の傳あり、此所の蛤貝を拾ふて疱瘡の守とし、蓋に鳥目十二孔を添て、貝を此辨天に返すと」云々など、當時の書に載す。(貝洲)

種山(タネヤマ) 氷川の上游にして、山谷數里に亘る、北は砥用(トモチ)(益城)東南は五家庄(益城)と、嶺脈を以て相隔て、自ら一區を成す、今南種山、北種山、小浦、河俣、下嶽、柿迫(カキサコ)、栗木(クリキ)の七村と爲る。

立神(タチカミ) 種山の山口にして、今宮原の大字と爲る、吉本大野の南にして、氷川の邊なり。國志云、立神の竪崖は白嶽(シラタケ)とも稱し、絶壁高四十五間、横百三十間、白石岸蒐たり、直下は深淵なり、(氷川)危徑を攀ぢのぼれば、小堂あり熊野神を祭る、一竅あり蕭穴と號し、屈曲其終を究ること能はず、白嶽の絶壁は斷面に白き縱線あり、恰も瀑布のごとし、白瀧といふ意ならん、無双の絶景なり

南種山(ミナミタネヤマ) 宮原の東一里、寨址あり、陣内(チンナイ)と字す、相良氏領郷の時、家臣岩田某之を守り、後薩州より兵を入れ、小川城主松浦筑後守久次に屬せしめられる、大閤西征の時、久次叛きて東軍に降りければ、薩將新納忠元攻めて之を拔く、謂ゆる谷山城是なり。○南山巡狩錄云、興國七年、阿蘇惟時が構へたりし種山黒郡の城は、樞要の地なりし所に、武家方の爲に攻落されしかば、はやくこの城を取戻せとて、まつ米山の向ひ城をぞ取りたりける、かゝりしかば、内河彦殿元も向ひ城にこもりて敵をせたる、此よしを聞き少貳加冶の一族、宇佐豐前守忠俊が郎以下數百騎寄せ來り、また宮方の要害を追落す(寄尾なを看すべし)國志云、種山黒郡今は黒淵と書き、古種山の子村陣内と相離ること七町計、東の谷にあり、然れども城蹟なし、陣内あたり迄、此比皆通して黒淵と云たるか、然れば陣内は城腰にして後名付たりと思はる、米山は陣内城の谷超し西山にあり、向城を米山に取とあるときは、黒郡城は今の陣内なること明也。(陣内)

小浦(コウラ) 南種山の南にして、韻峠村の東にあたる山村なり、國志云、小浦の池原(イケノハラ)と云民家の邊の坂道に、大白石ありて、石面平坦鏡の如く、朝陽夕暉の影をうつすこと太た奇也。

河俣(カハマタ) 小浦の東なる一村なり、河俣小浦の澤潤は、北流して南種に至り、氷川へ入る。○國志云、河俣の仙人錢と云ふは、世上の書冊に見ゆる仙家の子持錢の類にあらず、當村山居の後の嶺に、十斛許に四五斗許の中より出づ、圓形方孔、常の錢のごとし、毎日掘ずも一二錢つゝ出づるとぞ、里俗仙人錢と云ふ、又谷邊には寒石を産出す

北種山(キタタネヤマ)(白谷山) 南種山の東北なる一村なり、此村に白嶽山と云ふがあること、舊書に散見す、然れども其實は白谷山にして、白嶽の稱なしと云ふ、この白谷山は山腹に天満天神社あり、石門天然に成る、高十間許、其上に長十間大三間許の石を架す、虹梁のごとし、里俗天神岩を以て門口を造ると稱す

柿迫(カキサコ) 北種山の東なる山村にして、矢山嶽の谷に在り、宮原を去る四里、五家庄砥用郡に近し、下嶽(シモタケ)、栗木の二村は柿迫の南北に在り、亂山重疊の間、民戸處々に散布す、兩も之を五家庄に比すれば、尚甚幽僻ならずと云ふ、土俗自ら四浦郷(コウラ)と稱す、

大恩寺(ダイオン) 新編國志云、氷川の源、種山の奥に涌出釋迦院あり、種山大恩寺と云ふ、寺領三十石、昔者大師の開基と云傳へたり、當寺縁起に曰、昔者大師は□□八年當國種山村梅林に於て誕生す、其父國主道□、母司□氏、□光の時なり、其寶利名を愛□童子といふ、十三歳にて鎌倉山の蓮華寺に入て學ぶ、延曆十八年この山中に大地涌出して開祥の釋迦の尊像涌出あり、嵯峨天皇之に因り寺字をたまひ、山林に佛法たといへる額あり ○國志云、大恩寺中世荒廢したるを、萬治二年、禪僧□瑞一額を願き、遠近に勸化して再興す、六町四方の結界の地を得たり、延寶五年、國主細利君寺田三十石を寄附ありて、寺字修造は國中に□役せしめらる、元祿六年、□瑞退院の後は天台宗に復す、然に昔は天台僧にあらず、又大師號を冒すべからざることは、淨水寺の古傳書に詳にすべし、釋迦院緣起は數種あれど皆□瑞以下の後人の作にして、虛實を誇む、但し此寺往時廣大なりしが、兵火に罹り□絶したる事は實なるべし、阿蘇文書に大恩寺衆徒、天正年間の□答あり。

白山嶽(ハクサン) 柿迫、栗木釋迦院の背嶺にして、益城郡に跨る、山中に

異草大樹多し、瓜用村に通ずる徑路あり、山頂に登れば、西南に八代の海洋を望み得るとぞ、

（栗木）丁丑の役、五月初旬を以て官軍種山に入り、五家五木兩道に進撃す、三日、諸隊堅志田より下嶽村、白木平、六地藏に至る、（古園）五家口は哨兵を栗木村に出す、四日古園より五家莊久連木村を攻る、賊堅壘を棄て、去りて五家莊内に潜み、五木には八重之尾大島越を守る者の如く、（八重之尾山）又報あり曰く古園より八重之尾山に至る行程約五里、山路險惡殊に猪鹿を通ず、之を嶽峠と稱す、球磨八代兩郡の界とす、之より南は河俣村椎葉に入り、再出嶺を越へ、益進て益險、之を椎葉越と稱す、是より八重之尾山に登れば、五木谷の宮園穂稿岐の地方一目の中に在り、一分隊を率て椎葉越を踰て、八重之尾山に登る、果然賊に逢ふ、卽要隘に據り相對峙す、七日賊二百人來り八重之尾の哨兵を襲ふ、哨兵奮て之を卻く、中村中佐諸中隊を栗木村の古園菅川赤根等に配布す、山田小隊又至り、五家口の一隊は岩奥及木を取る椎原村に向はしむ、（大島越）九日、中村（尚武）中佐大島越に向ふ、大島越は南種山村の南約四里、山脈東西に連亘し、登攀極めて難む、大島越より人吉に至る更に十四里、山後木市人到る稀也、是日中佐二中隊を以て大島越を登る、賊潰れて在らず、山南なる中村白岩戸（五木谷）に屯集す、中佐長驅して其瘤を襲ふ、賊又出走る、援隊續いて至り、官兵四中隊と爲る、山徑を扼し兩隊を白岩戸に發す、而して各隊の糧食は猪種山に於て炊爨し、之を運搬するに行程凡四里、中に大島の險あり、且是の二村は合計三十戸許、地に米穀を生せず、唯芋稗を食ふ、隣村と稱する者、亦數里を隔てたり、故に哨舍に用る薦稿の如きも、皆之を大島越以北に需む、不便尤甚し。

木行鄉（コイヌ）

和名抄、八代郡木行郷。○木行は古伊奴とよみ、今龍峯村、太田郷村など是ならんと云ふ、後世小大郷に作る。○陳述志云、木行郷、木はコなり、木葉木木芽等のごとし、行は退也去也と註し、イヌとよむ、書紀にいぬめり、伊勢物語にいぬめりのいぬに皆行の字を用ゆ、球磨川より北（龍村宮地より北の方）岡早尾まで、山の内外をかけて木行郷の管村なり。（小大）

龍峯（リウホウ）

元山名にして、今村名に轉ず、宮原の南にして、岡、興善寺、川田等の大字あり。○陳述志云、龍が峰は八代城の寅卯二里、其首は氷川に起り、尾は中宮川に達す、延袤二里、強形領勢奇を爭ひ翠を擁す、蜿蜒として臥龍の如く然り、一郡の鎭山たり、山陰に枝寨あり盤石嶺と云ふ

興善寺城址（[illegible]城とも稱し、[illegible]興善寺の上方にして、龍峰の形勢を占む、天文天正の比、相良氏の兵を[illegible]せる所にして、大閤征西の時、薩人高[illegible]八代の諸城を棄て、南走す、[illegible]也、國志）

岡（ヲカ）

今龍峰村の大字なり、[illegible]宗[illegible]寺あり、延寶中分藩瑞[illegible]中興する所にして、興善寺[illegible]寺等の古傳を假り、[illegible]山と號す、[illegible]能運の位牌を[illegible]く、能運は永正元年此地に卒し、其後此寺址に存す。○人類學會雜志云、岡村谷川の門前[illegible]、明治十七年發掘、石棺ありて其中に古鏡一個を存し、鏡三面、曲玉一枚、管玉十六枚、刀劍五本之に副へたり、

片野（カタノ）

今太田郷村と云ふ、岡村の南にして宮地村に接し、八代町の東一里とす、片野は延喜式に見ゆる[illegible]名にして、高屋（今大野などの地ならん）と柄崎（今八代郡二見）の間也、後世轉う片野川と呼ぶ、片野郷の舊なるべし、（片野川）

（太田）片野日置の諸村は、和名抄木行郷の所屬なるべきに、後世は太田郷と爲したり、太田の名は溝名に據る　陳述志云、球磨川の滔拜堰は高田太田の二郷に係る、其南に引くを高田溝といひ、北に引くを太田溝と云ふ、洞然長狀に、文明二年、相良長每龍の城を攻め、太田溝、松尾に至ると記するは此也、水口斗門ありて啓閉す、上片野に鬼の岩屋と稱する石窟の、覆土を脫盡せる者あり、形狀太奇、方二間に餘れり、謂ゆるドルメン也、又大字井上に温泉の遺址と傳ふる所あり。

千丁牟田（センテウムタ）

今千丁村と稱す、岡村、片野の西なる汝入新開なり。國志云、加藤忠廣侯領國の時、海の渚に長堤を築きて墾田とし、農民を移して新牟田村を立つ、西南は松崎（不知火崎）の新開に連る。

八千把（ヤチハ）

今村名に呼び、田中、曾地、古閑の三大字あり、片野川の西にして、千町牟田の南東に接す、宮地の妙見縁起に、白木神大明より當國八代郡土北郡八千把村竹原津に着岸したまふと傳ふるに據り、後人想像して八千把の村名を立つる也。

宮地（ミヤヂ）

今宮地村と云ひ、古麓等の二村を併す、球磨河の北岸にして、横嶽上宮山の麓なり、八代町の東一里、白木妙見宮あるを以て、宮地とは曰へり、古への高田郷の屬邑ならん。

横嶽（ヨコタケ）

上宮山、又三室山と云ふ、洞然長狀に、文明十五年、相良爲續古麓の城を攻め、八町嶽の陣に取るとあり、八町嶽は即此也（上宮山）　陳述志云、三室山、山極て高峻、頂に至る十八町、杉檜陰翳、上に妙見上宮の祠あり、峰六出で四時涸れず、山脈北に谷より來り、南八町嶽に連る、清高卓拔、藩代中の保護地也（三室は御社と云ふが如し）昔創其始詳ならず、文治二年、赤土山の麓に大宮を遷し、其跡土を封じ祭すに瑞籬を以てす、俗に聖德太子の納屋と云、後年其首に堂を立て、彌陀釋迦大日の三體を安置し、妙見の本地と稱す、今之を上宮と云ふ。（[illegible]谷）

中宮川（チユウグウ）

[illegible]谷の山中より出で、滑石寄岩など云ふ處より、中宮谷に入り、提子淵と爲る、此より中宮祠悟眞寺前を過ぎ、鶴鉄手井樋を通る、此邊にては水地中に伏して流

く、貞[illegible]、[illegible]國[illegible]
きて、下[illegible]
の中宮折額文あり、(此額文は後人の僞造なり、貞能は保
[illegible]によ[illegible]、[illegible]元年、[illegible]て下
向[illegible]、又其文[illegible]
拙惡にして、僞作の痕跡顯々たり)
肥後[illegible]八代[illegible]見中宮[illegible]　敬白
[illegible]一字
右[illegible]
[illegible]
[illegible]外[illegible]
也、(中略)
永[illegible]元[illegible]月　從五位上行[illegible]臣

妙見宮

新撰國志云、宮地村妙見宮は八代の大祀なり、宮より十一町、[illegible]方氏、幷に天台宗[illegible]寺、眞言宗晉門院、其祭禮を相勤む、今妙見上宮、中宮、下宮の三宮[illegible]、上宮[illegible]、中宮は[illegible]、下宮[illegible]北の方に[illegible]跡に[illegible]十四年[illegible]人の[illegible]分明ならず、[illegible]時枝、手[illegible][illegible]九年大[illegible]、當國八代郡土北郷[illegible]八千把村竹原[illegible]に着き、横[illegible]ふ、今の上宮是なり、此[illegible]なるに依て[illegible]いへりき、[illegible]の[illegible]十九町八反、[illegible]中、伯耆守[illegible]七町[illegible]天文年中まで[illegible]八十二町、天正十六年、小西行長[illegible]なり、行[illegible]たるによりて、[illegible]破せり、[illegible]五年、[illegible]八[illegible]附あり、[illegible]十三年、[illegible]せられ、同十七年に[illegible]なる

(圖[illegible]云、宮地[illegible]見は八代[illegible]の神にて、[illegible]の本[illegible]也、社說に百濟國聖明王の[illegible]三人の形にあらはれ渡來したりき、其下宮[illegible]見[illegible]文は、
本[illegible]降宣旨、建立[illegible]大[illegible]社壇一字
夫以[illegible]、天地[illegible]內外[illegible]也、正法治國時、[illegible]部六合[illegible]、[illegible]時、[illegible]（以下略之）
文治二年[illegible]年十一月　[illegible]大江朝臣敬白
とあり、今下宮を以て本宮と號し、白木（シラキ）[illegible]と稱す、本尊北[illegible]は[illegible]一尺二寸[illegible]、四[illegible]、文[illegible]、[illegible]二間四[illegible]九間）[illegible]間[illegible]本地[illegible]二間[illegible]）石[illegible]（三間四[illegible]）等ありて、[illegible]上[illegible]寺、一乘[illegible]普門院、及び[illegible]寺、[illegible]二十五町の境內に散在す、神[illegible]は、妙見[illegible]百[illegible]國より[illegible]來りて遺し給へる者にて、九[illegible]尼の[illegible]、細川家の[illegible]所に[illegible]國[illegible]又云、妙見[illegible]、大[illegible]也、[illegible]天、自在天、吉[illegible]天は[illegible]也、[illegible]現ずる故に、七[illegible]王となり、[illegible]王、俱生[illegible]、二[illegible]と現す、天に在ては北斗[illegible]、[illegible]土にては[illegible]武上帝と現す、亦白木山[illegible]と化す、是れ[illegible]社の[illegible]也、其[illegible]子の[illegible]に[illegible]、[illegible]を以て神[illegible]し、[illegible]いへ[illegible]も、彼[illegible]の[illegible]にして、[illegible]にはあらず、妙見[illegible]北[illegible]にして、陀羅尼經曰「我北辰菩薩、名曰妙見、[illegible]、衆星中[illegible]之[illegible]」、又[illegible]度[illegible]、[illegible]見[illegible]女」、[illegible]抄曰「[illegible]門[illegible]、又[illegible]土な[illegible]、大[illegible][illegible]には[illegible]と[illegible]し、[illegible]生[illegible]子なり[illegible]、行[illegible]に[illegible]見[illegible]、[illegible]見一に[illegible]と云ふ、[illegible]國[illegible]なりき、大へにも見[illegible]、又[illegible]乙といふ、上[illegible]乙[illegible]は[illegible]書曰[illegible]太乙、以[illegible]時、[illegible]武帝、立太乙[illegible]」、[illegible]紀[illegible]「宋天[illegible]一年、[illegible]武[illegible]東太一西太一中太一」、白氏文集、[illegible]曰「[illegible]文[illegible]、上元太一[illegible]」、以是見れは、[illegible]宗とするところ明也、又北斗[illegible]は、太一[illegible]曰「有三台北斗神君、[illegible]人[illegible]上、[illegible]紀[illegible]」、[illegible]子曰「[illegible]之[illegible]、生[illegible]、北斗[illegible]也、史記曰[illegible]玄武、同註、北宮[illegible]、[illegible]玄武、後[illegible]書曰「北方七宿、[illegible]與[illegible]、[illegible]曰[illegible]曰玄武、北方[illegible]也、又[illegible]太一、[illegible]後玄武」、宋名[illegible]行錄に、孔道[illegible]、[illegible]に在[illegible]道士が眞武の像の中より[illegible]を出して、[illegible]を以て[illegible]して[illegible]一[illegible]、白木[illegible]見は百濟國より來[illegible]と云ふ[illegible]へし、大內[illegible]に[illegible]は百濟國[illegible]子也、[illegible]年、[illegible]に周防國に來り、[illegible]生[illegible]に[illegible]るを、[illegible]、大內[illegible]す、[illegible]國[illegible]上山に[illegible]見社[illegible]、其[illegible]記にも八代を以て[illegible]所と云ふ[illegible]べからず、[illegible]見[illegible]代には八乙と稱し、道[illegible]宗と[illegible]、宋[illegible]、上元太一神、[illegible]武上帝なと云ふ、之を[illegible]にて[illegible]見と云ふは、[illegible]氏[illegible]に由れる也、又其[illegible]は八代白木[illegible]に[illegible]の時迄は、[illegible]名もなく、白木[illegible]云たる[illegible]、今も[illegible]見[illegible]と稱せり、妙見は[illegible]始まする時は、其由來[illegible]に久きこそ知べし、[illegible]國[illegible]に、延[illegible]十五年三月[illegible]京[illegible]東[illegible]北辰」、年中行[illegible]後、[illegible]北[illegible]之[illegible]」、[illegible]元日「御[illegible]曰、これ天子の北斗に[illegible]給ふなり、昔は北山[illegible]なる[illegible]にて、たか[illegible]に火をともして、北[illegible]に[illegible]せられけるよし、一條[illegible]の御記などにも見えたり、今[illegible]はたえて、內の御[illegible]はかりぞ侍る、御[illegible]に下向に御[illegible]て、三度御拜あり、[illegible]の北さだありて、

宇治關白に御合ふる、内の御はらからなれば、御井はあるべからざるよし申さる、其理あるによりて、御井はなくしされども代々御井はありけるにや、猶御井のなきをよしと申べきか、延暦十五年三月に、はじめて北辰をまつる」今此三書に據て考るに、妙見は當時に始まり、而して此時に吏民の潜安を禁るのみ、小弓野下河村の淨水寺に於ては、延暦二十年の碑銘にも、妙見菩薩、妙見之院等の文あり、淨水寺蓋白木平の故地ならん。○又云、靈符堂とて下宮の境内にあり、慶安三年一乘坊亮安と云僧の建てし所にして、靈符の版を藏めたり、其縁起に神仙傳并に豐臣系圖を引き、靈符を尊れば富貴繁榮する例を擧げ、本朝の靈符は正平六年に、八代に念敗を傳たり云々。○肥後國志云、妙見の靈符は、上に太上神仙鎭宅靈符と題し、中央に本尊妙見の龜と蛇の上に駕する狀を圖し、其周圍に北斗七星七十二の靈符を書し、下に靈符の由ある由を書したり、長文也、合類節用集曰、靈符は道教家の修法、妙見を以て本尊とせず、之を北斗尊星の供と云、然所は北斗祿存星（北斗第三の星なり）故に星宮を讃す、百濟琳聖太子來朝の後、大内家相承て之を行ふ、二月十三日を以て會日とす云々、八代の祠は其來由を詳にせず、天正中、小西行長、妙見社を毀つ、此時に當て靈器什物を失す、寛永中、八代城將加藤正方、同兵に命じ、古版の遺れるを捜し、之を刷しむ、今の靈符版是也、享保十二年、太上法皇に[illegible]して符三十枚を獻せしむ、是より八代妙見の名ますく世にあらはる。

源平盛衰記に、豐後八代宮とあるは、肥後の妙見宮なるべし、豐後國八代宮神主に、七郎兵衛門某と云者父子は、平家被催軍しける程に、壇浦の軍敗れ、子息大夫瀬省に下陳し申ければ、雖遁罪科なれ共、社官社役行事次へば、神慮難量とて、八十五町の神田は違なく、如元被補神主職罷下にけり、云々。

悟眞寺（ゴシン）　宮地村妙見河上に在り、元の妙見の供僧院なりしを、元中年中征西將軍良成親王御遺骨の爲め、寺を移す中興す、此邊を中宮谷と字す。肥後國誌云、悟眞寺は曹洞宗[illegible]、妙見中宮、山下四町許にあるを以て、中宮山と號す、肥後守護菊池武朝、良成親王追善の爲めに建立、元中七年、諸堂落成、大原寺梵和尚を開祖とす、此寺定住職なし、末寺より輪番に之を主す、相良長續の時、住職元英七世[illegible]を成就せしか、小西氏の時寺領を押せられ後其額を掛む、延寶五年、國主より三十石の田、三十町の山を賜はり寺領とす、始は親王の墓の西、寺のある所にあり、後今の寺を建て今の地を定き堂舍を移す、是曹長[illegible]の時なるか、清正[illegible]考に云、此寺本は妙見の社僧にして、天台宗、中宮山護神寺と云、其後廢壞すること久し、明德應永の間、菊池武朝再興し、良成親王法名を悟眞と云故に、悟眞寺と改號し、大原和尚を請て開山とすと、寺記に合はず。

悟眞寺墓（ゴシン）　良成親王御墓なり、悟眞寺域に在り、近年八代城内に新に[illegible]を建て、宮將宮御中社に班せしめらる。○新撰國志云、後醍醐天皇の第七子、良成親王、又中務卿に補し、關西親王、亦征西將軍と稱す、元中五年三月十八日、八代古麓に薨去ありて、此に葬る、墓には當寺開基征西將軍宮良成大親門とあり、武人の言に、悟眞寺鬼坂の下の御廟は、中絶して方一反計り芝叢にて、[illegible]元祿年中、住持和尚、[illegible]新に[illegible]に征西將軍御墓とす、[illegible]云、良成親王墓は悟眞寺の山下、宮地の東谷、中宮川の南にあり、[illegible]年生、[illegible]征西大將軍に拜し、[illegible]同年の冬、豐後國府中に著御、[illegible]武軍これを肥後に迎へ奉る、三月菊池に來る、[illegible]同盟記、正平の比菊池八代城に居止し給ふ、[illegible]を八代に移られ、八代に居留す、大日本史[illegible]高田の御所と稱し、弘和二年三月廿七日薨（[illegible]國志云、豐後府内の万壽寺過去帳に「征西將軍、後醍醐院之皇子、癸亥三月廿七日」とあり、癸亥は即弘和三年なり、武朝弘和四年申狀に、親王を故大王とし、別に將軍宮を載せ、五條文書、三月十二日の令旨に、故御所と書し、其令旨に弘和四年と書入あり、之を以て正義とすべし。○按に、懷良親王延元三年の秋吉野を出て給ふ、初め牧宮又花園宮と稱へさせ、[illegible]の書によれば、牧宮は征東大將軍義良親王に從ひ東國に赴かんとせられしに、御船[illegible]て西國に至りければ、而して更に西國に赴かせ給ふ、南方紀傳并に土佐の佐伯文書を參考すへし、島津文書には西國宮と稱し奉る、延元四年薩州へ來り、後八代城へ入り給ふ。

顯孝寺址（ゲンカウ）　今蓮池院森（シチヂンノモリ）（七神森）と云ふ、妙見下宮の下にして、[illegible]尼寺の[illegible]同谷に在り、顯孝は正平年中懷良親王菊池武氏に命じ、先帝の冥福を修せしめ給へる所にして、正觀寺大方和尚の開基たり、此寺其後に及び廢絶し、妙見社[illegible]地院法印取得して相良氏[illegible]所とす、天正の末年悉地院[illegible]す、寺址に[illegible]は[illegible]と云ふ者あり、[illegible]、五條系圖に、五條良遠之子良氏、正平元年、任修理大夫、其[illegible]後、[illegible]、八代顯孝寺有碑、法名無極宗觀、阿蘇家文書[illegible]御此地候、早々可被[illegible]之由、其沙汰候也、[illegible]良氏之書、有數通、

恐々

十二月十四日　良氏判

惡良小二郎殿（正平二年十二月十六日到來とあり）

古麓（フルフモト）　今宮地村の大字にして、橫嶽の麓、球磨川の畔なり、（春光寺の背にあたる）元は麓を呼びしを、後世に城を[illegible]島に移しより、古麓を以て此地に名つく。[illegible]麓とは中世の方俗根本の意なるべし、肥隅の諸郡邑に其例多し、中世の八代の本城は此に在りて、一郡の首邑

たりき、[illegible]て、江山の形勢を占む

古麓城址 [illegible]云、[illegible]丸山、[illegible]、鷲尾とて五の山あり、是を麓の五城と云る說あれども、新城のみ城と見えたり、本丸高三百三十間、上の郭百五間、總[illegible]百十三間あり、吉野南方の征西親王の館城は、高田御所又は麓に在城とも云へど、其實分明に知る人なし、征西將軍[illegible]地に在城の日、吉野より供奉の公武の人人所々に住居す、其四十餘流の姓名、今は地名となる、[illegible]、當此を聞しこれ[illegible]て其はは[illegible](こまつばら)と云る[illegible]を給ふ[illegible]書云、古麓の名[illegible]は、此[illegible]將軍[illegible]府とす、故に府本と稱す、後に古府本と云、[illegible]は山の[illegible]也、上に古の字を冠すべき理なし、後年字便に隨て古麓と書す、[illegible]長駅に[illegible]城との[illegible]せり、八町[illegible]の[illegible]、鷲之尾に在て、武朝申狀に之を八代城と云ふ([illegible]文書八代城と云も此なり)

菊池武朝申狀曰、當國以後者、武光奉[illegible]大王入御、最初於八代城、自爾以降一色入道道猷父子之後、中[illegible]於大小之[illegible]、合戰大友少貳等於御方、三十餘年之間、[illegible]西一[illegible]之大功者也、

内河氏[illegible]記、内河義眞居此城故云(鹿[illegible]城(大城武鑑)と云ふ、昔此城なり、其始を知らず、菊池隆定の時に八代五郎[illegible]あり、[illegible]當城に居る乎、建武元年正月、伯耆大夫判官義高、八代莊の地頭職に補す、名和文書名和傳[illegible]、仍て家臣内河[illegible]三郎を遣て八代城に居らしむ、(金剛院本太平記には[illegible]三郎名[illegible]眞)

延元元年、足利尊氏、京師を逃て鎮西に走り、其將仁木右馬助義長、一色太郎[illegible]行入道道猷をして鎮西を略せしむ、内河彥三郎八代城に據て拒之、宗[illegible]兵[illegible]城を脫て走る、([illegible]太平記、菊池傳記)

[illegible]文書、小代光信軍忠狀云、建武三年三月廿三日、同十大將軍一色殿御手、可發向同國八代[illegible]城之由、預御[illegible]書之間、以同廿五日[illegible]向彼城、追落凶徒等[illegible]、[illegible]形文書、朝町[illegible]軍忠狀云、[illegible]元年十一月三日、八代[illegible]馬合戰、子息[illegible]太郎[illegible]、[illegible]須賀文書、征西將軍宮旨云、元中八年四月廿二日、於宮地[illegible]合戰之時[illegible]、

已にして官軍菊池武光道猷を八代城に討て破之、正平元年、大宰少貳賴尙八代[illegible]城を攻取、惠良惟澄を米山に遣て防之、時に内河[illegible]殿[illegible]直助て和議を結ぶ、八代南北を分て惟澄に與ふ(惠良惟澄申狀)同十三年、[illegible]高の男名和伯耆守顯興、一族家臣を引て菊池武光を頼み肥後に來る、(菊池武朝申狀)其家の地頭分の地なるを以て始め[illegible]城に居る(古城主考)後當所を居城とす、宮御所は二代共八代に來り給ふ時は、當所に在城ありしこともありき、(應永四年、八代將監貞賴、足利義滿に反て八代城に據る、義滿大内義弘を遣て之を討しむ、貞賴自害して八代の城陷る云々、八代貞賴の事は應永記本朝通記にも載すれど、當時八代は名和氏の居邑なるに、貞賴の此に據ること不審也)顯興六代の孫伯耆守顯忠、文明三年以來[illegible]爲續と[illegible]相爭し、十六年甲辰三月、爲續攻て遂に[illegible]を拔く、七日顯忠城を棄て退く、爲續代て八代郡を領し城主となる、明應八年、爲續[illegible]へ八代を保ち難く、又其[illegible]に退く、顯忠舊城に還る、永正元年、爲續が子長毎來り攻む、菊池能運阿蘇惟長等兵を遣て長毎に[illegible]す、顯忠城を長毎に[illegible]り宇土に移る、(洞然長狀、[illegible]須賀[illegible]記)是より相良家永く當城に主たり、長毎六代の孫義陽、天正九年[illegible]原に於て戰死す、義陽の子忠房幼し、老臣等相議し、八代郡を島津家に讓り、忠房を奉じて球磨郡に潛徙す、十五年四月、豐臣秀吉島津家を征する時、福島正則を留て姑く八代郡を守しむ、佐々成政の時、番兵を置き、小西行長の時城樓を毀す、(新[illegible]圖志云、島津家、天正中肥後を侵し、十一年比より八代に[illegible]、十二年五月城[illegible]す、又[illegible]一信、己月[illegible]、書肥後州八代[illegible]、この己卯は我長祿三年なれど、八代名和氏[illegible]なり、)按に名和氏紀事に[illegible]を引き、元中九年、南北[illegible]和の後六年、應永四年に至り、[illegible]大王、[illegible]子、[illegible]良宗王八代におはせしに、名和[illegible]武朝[illegible]共に是を奉じて、[illegible]をはかりけるが、六月廿一日、大内[illegible]大友[illegible]の兵來り囲み、八代城守り難く[illegible]、此後は南帝の事を聞かず、[illegible]既にたへずと述べたり、前に錄せる八代[illegible]傳に出でしものとす、且後征西將軍は泰成親王なるべしとも、良成親王なるべしとも、又良宗王なりとも、各家の說く所異なり、五條文書に

御筆、元中十二年十月廿日

御在所矢部大仙、[illegible]、大[illegible]此事[illegible]、當山之名譽、[illegible]、就中云[illegible]、其功[illegible]可有所期候、[illegible]之至、[illegible]候、期[illegible]之時候也

十月廿日

左馬頭殿(良量)

此[illegible]旨は將軍宮[illegible]肥後矢部の山中に入り給へる時の者ならん、元中十二年は應永二年に當る、鎮西要略の說、應永四年秋七月、大内大友入肥後、放火燒郡邑矣、菊池前司武政[illegible]八代、子武[illegible]隈本、宮御所及新田[illegible]、守城[illegible]防[illegible]日也、六月廿二日、大内義弘攻[illegible]八代城、武政自殺、八代[illegible]以下一族、郎從數百人、與妻子[illegible]、武朝[illegible]宮御所出[illegible]、以上依太平記書、未知其實否[illegible]、[illegible]後、[illegible]利、武政之子一族、守[illegible]將軍宮走[illegible]、又云[illegible]、亦信據に足らず。後征西將軍は良成親王たるべしとの說

は、[illegible]國志に見ゆ、曰く、菊池武朝申状に後醍醐宮の御事を受け「正平勅裁、将軍大王御代官、蒙累功勞」と見えければ、まづ此宮の後村上帝の皇子にておはしける事は、明白たるべし、さて後村上帝の皇子達の御事は、日本史の後村上皇子傳には、帝王系圖に據て寛成、後亀山、世泰、惟成、説成、貞成、泰邦の八皇子を出されたる中に、征西将軍といふは見え申さず、しかるに貞成親王の御事よ、系圖には鎮西宮と見えたるを思ふに、此宮は正平十六七年の間の御出生なるべきに、受正平勅裁とあれば、後村上帝の崩御以前、正平二十二年になる鎮西へは下されしと見えたり、しかれば此宮其比はいまだ六七歳の若宮にておはせしを、前将軍のごとく無品親王になされ、前将軍の御猶子のやうにて、鎮西へは下されしとおぼしくて、此宮の初に阿蘇へ登山ありし事なく、天授元年阿蘇文書に、御官途をば舉げずして、たゞ若宮阿蘇御登山云々と、前将軍の御子のさまに書たる事見えたり。

鰾谷（イシモチダニ） 古麓の古城の邊に在り、谷に鰾大明神を祀る、名和村上氏の創めし所にして、名和家傳伯耆巻に其事見ゆ、此谷口に寛文の頃、八代城主松井在之亭閣を造り、古麓時々名づけらる、八景の勝境を選び、京及江戸の名儒學者に題詠せしめたり。

春光寺（シユンクワウ） 新編國志云、古麓春光寺は、八代城主松井氏墓所也、延寶五年創立、寺中に舍利塔あり、この地古の舍利（シヤリ）寺の舊址なりともいふ、延寶年中、その昔なきにて一寺を建て春光と云ひ、此上の舍利塔の傳に因を置く、其銘表に玉明洞とあり、舍利寺記の本傳は寺中記井に釋書に見ゆ。

（舍利寺址）

征西實記云、四月四日飛報に曰く、賊將肆川に向ふて下り、直に八代を襲ふの勢ありと、初め官軍の[illegible]を[illegible]むや、一戰之を拔んと期す、而して城兵善く守り、志を得る能はず、漸く兵の足らざるを憂ひ、別府晋助、邊見十郎太、河野[illegible]等鹿兒島に歸りて二千餘人を募り、大口に於て之を二大隊に編成すと云ふ、然るに別働各旅團日奈久八代より上陸し、小川鎮の兩翼を取り、松橋迄を陣の險要を奪ひ、遂に宇土に進み川尻の賊營に迫る、故に別府邊見等の兵人吉に至ると雖、熊本に達する能はず、乃兵を分ちて進み、先つ八代を取り、我衝背軍の背後を衝かんとするなり、是日午後、已に球磨川左右、右は鷹ケ峯より、川尻宮地古麓等の山に連り、左は川を隔て遙拜山の趾より下て、村落河堤に據る、古麓を以て中央の正面とし、全軍千餘人下松熊の小川を以て本據とす、我大隊の哨兵に接近する僅二百米突、[illegible]日夜絶えず、五日、賊古麓に入り宮地を衝き、一擧して八代の城市を襲はんとす、我防禦線三里に連り、寡少の兵を以て之を保ち難し、苦戰甚し、六日七日[illegible]に相争ふ、八日に至り、賊稍退き山間に據る、是日山地中佐[illegible]隊に當る、賊古麓の[illegible]馬場に[illegible]を[illegible]し、大[illegible]を其山[illegible]に備へ附けたり、而して我防禦線は右翼球磨川の堤に沿ふて河南の賊に當り、中央は[illegible]を萩原の東に築き、是より左に折れて古麓の賊に對し、左翼は宮地村、西部より片野川村に連ね、是より宮の原に至るの間は、唯分遣兵を置て要路を扼するのみ、山地中佐常に萩原に在て諸兵を指揮す、其兵僅に四中隊、[illegible]を行ふ能はず、十五日吉川少佐[illegible]来り[illegible]を得て、諸人意を強うす、中佐乃大進撃を行ひ、以て賊軍を撃破せんと欲し、少佐等と議して部署を定む、十七日賊[illegible]に[illegible]る、遂に古麓の[illegible]を[illegible]に[illegible]る、賊小川の本營を棄て、[illegible]に向ひて遁走す、遺す所の軍需甚多し、賊屍百二十。

松隈（マツグマ） 又松隈に作る、今上下の二村に分る、宮地の東南なる山中二里餘を占め、球磨川の東岸に沿ひ、人吉口の咽喉に當る、山水の奇景賞すへし、嘗て八代館主松井直之此谷中に遊び、詩歌を賦し、之を烏丸中納言に贈示されし返しに、

言のはの見まくほしさの數そひて便の舟を松くまの波

（國志）

走水瀧は下松熊の東なる深水川の源にして、木々子より攀登る、飛泉五十餘丈、岩につたひて下る、求麻郡五木の山嶺と相表裏す、「肥後志云、頂嶺は高田郷治の東北松隈村にあり、七つ山を左にし、黒仁田山を右にす、嶄然として高く衆山の表に出、其東は球磨郡に屬し、西は此郡に屬す、間道あり球磨の萬江に達す、或書に夏木山と云ふは即是なり、又鷲飼原（オシガハラ）と名つくる山林あり、美村巨木を出し、多く民用を資けしと」

萩原（ハヤバル） 今太田郷村の大字となる、八代町の東郊にして、球磨川に臨む、河流降下の衝に當り、城市の捍蔽を要するを以て、古來隄防を城市にする所なり、萩原堤又は松（マツ）[illegible]堤と稱す、古麓舊亭の邊より海口に至る凡二里。

球磨川は三十里の大水にして、其山間を出てゝ下游の平野に流れては、古麓以西に在り、萩原堤は實に其衝薄の要とす、加藤正方主鎮の頃、土木の功を起し修造しけるより、細川氏之に亦き補修を加ふ、其下游は萩原以西に於て三派に分ち、前川、梅柱川、本川と云ふ、國志に「前川、本川の分岐に、洪水を防ぐ為め石堤二三十間長二町餘、一面に石を疊みたる所あり、細川三齋公の造築」と曰へり、此堤寶曆五年六月洪水に決潰す、其始末は銀臺遺事に見ゆ、寶曆五年六月朔日より降出たる雨九日迄たやみだにせず、川々の水皆溢れけるに、葦北郡の瀬戸石山俄ち崩れて球磨川をせきとめければ「川波を巻て山をつゝみ陸に登る」といへるやうにしへのさま、眼前に見えける程に、やかてその磧をおし流して、一時に川下のかたにうち出ければ、八代の萩原と云所の堤きれて大洪水

と爲る、其狀に云
一高二十二萬石餘、[illegible]八百餘人、[illegible]
田二萬千七百五十三町餘、[illegible]七千六百廿五町餘、[illegible]
濱九十町餘、
田塘十二萬二百九十間、[illegible]塘三千四百間、井手堤塘
八萬七千間、[illegible]石垣六百五十間、
潰失家二千百餘軒、舟百一艘、溺死男女五百六人、
牛馬五十八疋云々、
濱々水は落ければ田畑村落は渺々たる[illegible]原となりぬ、抑此川は木曾築川とて世に聞えたる大河なるが、しかも球磨の高山より落て、流れの急なる事矢を射るが如く、其原は其的にあたれば、是を築留んこと叹なき大事なりしを、稻津彌右衛門[illegible]て四日附なりける者に任し給ふ、[illegible]承りて、男女十五以上土を運び石を負ふ者に皆錢を[illegible]らすべきよし國中に申觸れ、遠近を廻らして、水際より三四十丈となたに、もとの廣さ二十餘丈、高さ四尺五尺程の堤を數十町築たり云々。

(御舘)(松江)

八代（ヤツシロ）

今八代町と云ふ、球磨川海口の北岸に位置し、熊本以南の都會なり、（[illegible]本春日驛より鐵道二十二哩）人口一萬、一郡の治所たり。

此地は古名[illegible]津と云ふ、元和年中、麥島城地震に傾倒しければ、加藤氏[illegible]北松江に新城を起し、八代の號を冒す、是より通じて八代と稱す、細川氏に及び、仍城代を置き、松井氏其職を世襲したり。○新編國志云、八代は元和六年、[illegible]七年の秋、加藤家の時に、麥島の城を引て此所に移す、松江、又は[illegible]とも云へり、大海の入江あり、諸方の商舶[illegible]の津なり、寛永九年六月、加藤肥後守忠廣改易し、同年十月、當國を細川越中守忠利君[illegible]あり、[illegible]忠興も豐前中津より下着して、この松江の城に入り、[illegible]中務大輔立孝を此に居らしむ、正保二年立孝夭し、三齋翁忠興も卒去の後、肥後守光尙君上裁を相伺ひ、老臣長岡(本氏松井)佐渡守興長をして是を守らしむ、[illegible]其子孫代々相續て城代たり。

(八代宮)

八代城址（ヤツシロ）

八代町の中央に位置し、球磨川の巨流其南を流る、東は古麓の上宮山[illegible]を距る一里、北は[illegible]の水田に連れり、西は不知火海に瀕す、[illegible]の地なり、[illegible]舟の便多し。○八代城志云、元和六年、加藤正方築く、牙城は櫓樓を屏列し、五層の天主閣あり、第二郭を八代市街とす、外郭東西八百十六間、南北四百四十八間、幅員十八萬八千六百坪あり、寛文十二年雷八代城に震す、火起り天主閣櫓[illegible]家屋に延燒す、兵器も亦多く燒亡す、明治四年辛未七月、廢藩置縣、十一月、肥後國、下益城、宇土八代葦北球磨天草の六郡を割て八代縣とし、八代[illegible]城を以て縣廳とす、六年一月八代縣を廢す。○明治十三年八代の士民協力して、征西大將軍[illegible]良親王、及び後征西大將軍良成親王を併せ祀り、八代宮と號す、特旨あり官幣中社に列せらる、八代城址に地を相して宮殿を建築す、十四年十月、松井氏の舊臣、故主松井興長の功名英武を思慕し、且累代の恩澤を感懷し、官に告けて一祠を北の丸に創建し、名けて松井神社と稱す。

前川（マヘカハ）

球磨河の一支にして、八代市街の南を流る者なり、長一里、其海口を八代の領地と爲す。○[illegible]志云、相傳ふ、舊[illegible]河分派して海に入る處、元和六年八代城を松江[illegible]の地に築く比、鑿て二派の間、其間相距ること六百間許りを疏し、海運貢[illegible]の利を爲し、[illegible]城[illegible]の外濠とす、名つけて前川と云、寛永十一年、前川の上を掘て熊川に至り、舟筏の便を通す、是を新川と云、後又石堤を築して、新川の口を塞て其流を止む、然ども霖潦洪水、[illegible]河溢る時は、堤を越て水流通す。八代蓙○八代の蓙蓆は久く世に聞ゆ、方俗御座茣蓙と呼ぶ、其造樣に二種あり、天平蓙又は[illegible]蓙と云ふは、一枚にして鐺の胴を包むべく、又は兜鍪に張るべし、其書穀は一々甲冑を包み[illegible]に符合す、昔[illegible]光尙君[illegible]、[illegible]蓙は宮地[illegible]宮の所藏にて、種々[illegible]を傳へ、正平[illegible]は其昔工八代城下に移り、御座蓙[illegible]を傳へ、正平蓙は天平蓙に比すれば三分一に當る、[illegible]者云、蓙蓆を[illegible]彩畫を施したる蓙の編緝にして、古[illegible]天平蓙、正平蓙と稱するもの是なり、天平蓙に之あり、天平蓙、正平蓙は地を[illegible]色に爲し、白く不動明王もしくは[illegible]、八幡の二字又は[illegible]文等を印出し、又白き圈内に[illegible]色を以て天平十二年八月の七字を印記す、此蓙を[illegible]る者は[illegible]として之を印すれば、一旦染色せる者に同じ、相傳ふ、天平蓙は神佛の名號影像あるを以て、[illegible]之を憚りければ、正平年中、征西將軍[illegible]良親王[illegible]く[illegible]田にましまして、別版を造らせ給ふ、其色[illegible]天平蓙に同じけれども、文采は[illegible]、[illegible]子、牡丹、[illegible]草、[illegible]等ありて、各所の[illegible]なる圈内に、正平六年六月朔日の八字を印記す、肥後國八代郡に出づ、諸國正平蓙[illegible]、方今は多く[illegible]子に牡丹の文あるものを製出す、又[illegible]などの形ある者も行はる。

不知火埼（シラヌヒ）

八代町の西、松高村の海嘴を云ふ、八代港の北側にして、高島白島など呼ぶ小島あり。此汀濱は明暦萬治の頃まで、全く海に屬したりしが、塘を築き田を開き、形狀年を逐ひて變ず。此埼より陽岸の天草上島[illegible]瀨戸まで、凡六海里、小島[illegible]數多あり、大學東北より斜に西南に並列り、產島、大島、三島（ミツシマ）、牛深（ウシブカ）[illegible]埼（ウナセ）の名あり、又埼[illegible]に近く白島あり、寒水石に似たる石材を採るべし。白島の西に[illegible]加賀島あり、八代入港の舟は加賀島を以て標目と爲す。○國志云、不知火埼は近時好事者が設けたる名なれど、古歌にも見ゆ、

うき世にぞ心つくしのあるかひに玉藻かるてふしらぬひの崎。

(白島)

麥島（ムギシマ）

今植柳村の大字と爲る、八代町の南にて球磨川の淵なり、其北を前川と呼び、南を[illegible]川と呼ぶ、

此地は慶長中八代の鎭城を置きし所也。

麥島城址（ムギシマ）

國誌志云、天正十六年、小西行長の長臣小西美作守行重、麓の城を廢し、新に麥島に築城す、文祿元年、行長朝鮮の軍に赴く、薩州梅北國兼が徒、矢島重郷谷口等、六月十六日の朝、島合の衆を率ゐ海路より來り、麥島を襲ふ、城兵堅守す、矢島等散亂して葦北に走る、一說に松浦久次、其邑高田に在り、急至るを見て賊を走らすと、慶長五年九月、小西行長西軍の謀主と爲り敗死す、行重八代に在り、報を得て薩摩に逃る、加藤清正仍て之を取り戍兵を置く、十七年幕府特に命じて加藤右馬允正方（初め清左衛門と云ふ、本姓片岡）を以て城代と爲し、肥州口を押へしむ、元和五年三月十七日、地大に震ひ、城樓崩壞す、此秋幕府に請ひて德淵に遷る。○國志云、加藤正方麥島在城の頃、城邊の風景を詠賞して、鏡の池と云ふ謠曲を造らる、此池址は今も麥島の植渡の路邊に存ず。

是は、八代の鏡の池の一つ靈蹟、已に昔をや偲ぶと見るらんと、口すさみぬる其人も、心筑紫の旅ならんと、今身の上に知れたり、實に押なべて、物を思はぬ人にさへ、心をつくる秋の月影に、夜河行がつらねしも、かゝる折にや、花さき出る萩原（ハギハラ）の、尾花につゝく[illegible]えて、二見（フタミ）の里の夕嵐、遠寺の鐘も聲來て、月すみのぼる夕葉川（ユフハ）、雪の松江（マツエ）の白鷺（シラサギ）や、よせくる波の音までも、瀟湘の雨をきく、さて又平沙の落雁も、目の前に見えたり、岸根に續く浦柳（ウラヤナギ）、一葉の舟のほのかなる、漁火の影見えて、漁村の夕照も遠からず、實に八土の八所の外の氣色かな、面白や、海士のたく藻の夕煙、松の梢にたな引て、さながら風をいたむかと、心を盡しなかむれば、浮世の中もわすれたり、思へばく此浦に、佳人の德淵（トクフチ）、ふかき心は猶もしやく、

此國の八代八景と題すれども、西湖には類似なし、八代は九景なりと、正方自讃せしとぞ、

植柳（ウヤナギ）

今植柳村と云ふ、球磨川本流の南岸にて、海口に近し、球磨山中より流出する木材は、皆此に於て集散を爲す、舊人吉藩の船津なりき。國志云、相良氏の船場は、球磨假屋と云ふ、相傳ふ加藤正方が時、元和年中、八代麥島の城大地震にて崩壞し、今の所に城築す、此時正方人吉に行て材木を所望す、相良氏輙く應諾し、我大坂に通行するに船場なくして不自由なり、八代郡植柳は球磨川の河口にして、海陸の自由あり、河原に於て若干の地を借用し、大坂への便宜にせんと望まあり、正方尤也とて領掌す、依て假屋を構へらる、此假屋の内に、相良家の茶屋、并に圓通庵、其外舟子七十餘人住し、今方壹一町二段餘

水島（ミツ）

植柳の西南なる海口に在り、此名は景行記并に風土記、萬葉集等に載せ、八代海路の一名所なりしが、近世は全く球磨川の河口に入りて、沿流岸と爲る。景行紀に「葦北の野坂の浦を發出して火國にかへり泊立なのか」と曰へるは、葦北の山道を避けて、航路を取りし道にて、野坂は和名抄葦北郡野坂郷、この時行き坂を行に至れるならん。○國志云、景行紀曰、天皇自海路、泊葦北小島、而進食、時召山部阿弭古之祖小左、令進冷水、適是時島中無水、不知所爲、則仰之祈于天神地祇、忽寒泉從崖傍涌出、乃酌以獻焉、故號其島曰水島、其泉今在水島崖。「肥後風土記」、但今萬葉抄引之曰「球磨乃鄕七里、海中有島、名曰水島、出寒水、逐潮高下」、此島有城一町二十五間の處なり、今は八代郡に屬し、城の西南一里許にあり、泉石の隙より湧出す、其水甘冽天下の名水其右に出るものなし。○今按に、風土記逸文に、球磨郡の乾七里と云ふこと、甚不審なり、球磨には海濱なし、然らば葦北の誤か、葦北の地は天草にして、八代は其乾位に當る、疑ふべし、球磨河の謂にや。

植柳島（ビリヤウ）

築島とも稱す、水島の西三海里餘、周回二十七町、其高頂は百十餘米突とす。○國志云、植柳島には蒲葵を生ず、肥陸志に凡船海を渡るもの、必此に泊着して風濤を避く、故に着島と云ふともあるも此也。

高田鄕（カウタ）

和名抄、八代郡高田鄕。○今高田村、植柳村、金剛村等是なり、（宮地は高田鄕の屬邑なりしにや、又は木行鄕にや詳ならず）球磨河の南にして、葦北郡界に至る、澗然長狀にも高田鄕の名見ゆ。國志云、慶長十二年、植柳村の木帳にも、高田鄕植柳村と題したりき。

高田御所址（カウタ）

征西將軍の殿址なり、今分明ならず、一說懷良親王の御所にやと曰ふ。○國志云、懷良親王高田におはしたりと云ふも、其地分明ならず、篇從の公武のもの四十餘人、近傍に散在して、篇の御所を守護すと傳へり。○國志云、懷良天皇の初め職を奉成に讓り、八代に隱居す、奉成も又文中の比筑に一隅を保ち、密に恢復を圖る、其遺址不分明。事蹟通考云、高田御所、今其址未詳、其所在豐原村、有名菊池屋敷、今爲高田鄕之會所、此近邊爲御所址。

高田の平山城址と云ふは、豐原、平山に在り、相良氏の屬寨にして、多く洞然長狀に見ゆ「文明十五年、爲讓高田鄕讓候て、篇へ乘陣候、少油斷も候する、相崩れ、殘る之氣遣ひなきにより、先以て開陣、高田へこもられ候文明元年五月、長毎其山越、葦北越、五木越三方より八代へ亂入候、六箇所悉仕拂、先先考の素志を達せられ、高田へ出退き、彼古城結構せしめ、軍を以てしかと格候、元龜二年六月、又長毎八代へ押渡、十月を以て開陣高田城引拂候」などの類也。新編國志云、豐原の内平山といふ所にて、茶碗或は鉢皿の類種々の器を掘出す、世に是を高田燒と云ふ、又高田

實佳、一樣にして其佳實大にはびこるあり、都て此邊村里に蜜柑多し、其味殊に宜し、世に是を八代蜜柑と稱せり、當國の名産なり、先國主加藤家治國のときより、例年是を江府城に獻上あり、紀州有田蜜柑は、八代より移したりと、傳說す、國志云、蜜柑は高田八村に數百株あり、河北に至ては味大に劣れり、河南も別て平良宗豐原の産を上品とす、豐臣秀吉征西の時、植柳大信寺の蜜柑を呈す、其蜜柑の起は何の比なるか知れず、高田隠器は其先細川家入國の時、上野氏隨行し來り、此に蜜をはじむ、然れども寛永以前に平山の北に隠居り、之をば古高田と稱し、今稱に違ふあり。

夕葉川（ユフハ）　球磨河の下流、同名なり、高田鄉と萩原古町の間なるを、夕葉と名づく、中頃に阿蘇大明の遙拜所あり、夕葉は即遙拜の訛のみ、一說神事に木綿をかけて禊祓する所なれば、木綿葉の意と云ふと、古く枕に名高き大和の結八川に附會して說くもあり、遙拜瀨の下、麥島柄檀渡の上に吉野瀨あり、國志云、相傳ふ、天正十五年秀吉八代に到り此を觀し、三軍徐々として渡る、始め秀吉薩人の河に防かんことを懼る、而して一兵なし、是に於て甲を脫して吉野瀨と名くと云ふ。

豐原（フイバル）　國志云、八代の豐村に景行紀に見ゆ、之を風土記には火邑に作る、此地は一說に肥伊鄉なりと云ひ、今の氷川の邊に充てたり、猶按ふに、豐村火邑共に其所不分明、今や高田鄉に豐原村、本野村、石王村あり、又葦北郡より往古の長江、御舟の泊りし所となれるあり、里俗の說に、景行帝御船より陸へ上り屯し、御劍を掛られし石あり、因茲此所の地名を石王村と稱す、御船の通りし長江の左右を挾みて、豐原村と本野村なり、然は豐村を豐原村とし、中古以來地名姓氏等に大字を不用、とさかく通音なる故、火の村なるにや、長江の行留り石王村あり、水島にて寒泉を涌せしも此海上の一角に當れり。

(本野)

（今豐原本野井に石王等みな高田村の字と爲る）

敷河内（シキカウチ）　今金剛村と改稱す、高田植柳の南にして、葦北郡日奈久浦の東北に接す、杵築大明神社あり、是は何者文書に、建武二年五月、名和判官義高が、八代庄地頭分敷河内村を、出雲大社へ寄進の事見ゆ、即當時神領となりけるに因り、此社を建てたるを知るべし。

葦北郡

葦北郡（アシキタ）　八代の南にして、薩州出水郡の北なる沿海の一郡とす、西は海濱に向ひ、東は球磨郡の山嶺と相表裡す、海道は日奈久（ヒナク）、佐敷、水俣に連亘し、三太郎の險坂あり、又球磨人吉井に大陽大口に通ずる岐路あり、郡衙を佐敷（サシキ）に置く。

葦北は和名抄同之、木多と註し、七鄉に分つ、近代藩政の時六手永に分ち、一萬九千石高、番代を佐敷に置き、昔摩口を押へたり。天正以前には、本郡相良名和の兩氏かはるがはる之を領知したり、俗說葦北七浦は相前氏之を領知すと傳ふと雖、其事詳ならず。近代の書書に、葦字を蘆に作るもの多し。

葦北は舊邦なり、景行紀に天皇葦北の海路を經たまふ事を錄し、敏達紀に火葦北國造の名を載す、舊事本紀に參照するに「葦分國造、纒向日代朝(景行、御代、吉備津彦命兒、三井根命、定賜國造」とあり。蓋火國（八代宇土等）と葦北は元一國なりしを、景行の朝に分國せられしに似たり。稱德光仁の朝に、葦北鄉人、刑部廣瀨女、日奉部廣主、宮島吉等連に白龜の瑞を獻す、續日本紀古跡今所傳なし。又古書新撰人の住止せりと傳ふる村落あれど、舊史に證を缺く。

(葦北郡)　(葦分國)

日奈久（ヒナグ）　葦北郡北端の海村にして、八代郡界に接す、（八代の南三里、佐敷、北海道、或は日奈子と呼ぶ、其温泉の出づる邊を湯村と稱し、小驛市を成す）肥前風土記に「景行天皇、熊襲を誅し、而還行筑紫國之時、從葦北火流浦（ヒナガ）、發船於火國」と見ゆ、火流は比奈古とよみて、日奈久は其訛也、又東長田神事歌に日奈子兄弟と云人名あり、此浦の最古なるべし。

國志云、日奈久は古へ湯里の名ありて、温泉出づ、此温泉は海潮交るが故に、和平にして能く瘡疥を治すと云ふ、寛文年中、國君命あり大宮を構へ、三等の浴湯を分ち浴者貴賤の別を定めらる、寛永通考曰、日奈久海濱、有温泉、號石鶴池、明暦二年、從大守細川上、便浴治云云、湯里辯才天堂の吉上梁文曰、

恭惟辯才尊天宇賀神將[illegible]者、從法性眞如之內證、垂天女[illegible]之外用、[illegible]周遍[illegible]界、[illegible]益物不可思議、方便[illegible]門[illegible]之、拔世間之苦、與出世之樂[illegible]己、此地者往古[illegible]今[illegible]之[illegible]、特湧出温泉、與物結緣、[illegible]

肥後國志云、日奈久温泉は東町に在り、[illegible]度より九十六度までの差異ある者、十二所に湧出す、旅店六十餘戶、樓館の構多く、海陸の通路亦便なり、其本湯と號するものは、應永十六年發見と傳ふ、自餘の數泉は悉皆安政文久以降の發見に係る、浴槽は石を以て造り潔淸なり。

(火流潮)

田河内（タカウチ）　日奈久の北なる枝村なり、國志云、田河內に古城山あり、其山深さの草樹森鬱たる處に、小室を置く、阿彌陀堂にやと曰ふ、其側に巨石あり、里民毎に此を避け、又相集て薪を摘し巖石とす、其音混々として地に響く、寛政年中或人、此音尋常の石に非ずと、土を採り石を發くに、其下神窟にして深く廣し、巧構を節し[illegible]

て内に入るに、石を以て壁とし覆とす、高さ一丈餘、廣さ二間餘方、其内東方に石戸あり、恐くは洞口ならん、石戸の上に石段あり、段上に古刀及び鏡、鐵鏃等あり、石戸の前に三人の骸骨あり、初め里人の碓とせしは、組留の上石なり、事官府に白す、墳祠を設け、以て之を封祀せしむ。

島津家譜云、天正十五年、島津右馬頭以久は卯月十四日小川より關の城に籠りけるが、八代へ入る、松浦肥前守は島津家譜代の臣なり、然るに當家へ違ひたる事有りて、都へ上り秀吉公へ仕へけるが、今度進て八代へ下り、色々味方を謀りけるに、谷山是にくみして敵となる、島津新武藏守谷山に押掛これを討殺す、同十七日又關の城へ引取、高田の有馬修理大夫も心替し、兵船を揃へ八代の沖へ押出し、雛子(日奈久)へ船を着、横働きをなす、同十八日甲田(高田)の領主□□氏も敵となり、株の瀬を取きる、京泊の原に陣を居ゑ、兵船其の數を不知、依之關八代の地侍ども東心の色見へ、當州への通路を取切られ、兵粮玉藥すでにつきぬ、島津の兵士氣疲れ、いきほひを失ひ、十八日酉の刻關を退き去て、八代へ集る、幸久町田と一手になり、十八夜の月出て後求麻へ引取。

(雛子)

○征西戰記云、三月十八日、高島大佐兵を率て長崎を發し、艦船三隻日奈久海口に抵る、十九日午前六時天晴を見る、乃ち艦上より汽艇之を走らし、其機に乘じ黒木中佐歩兵二大隊と警視隊五百名を率ゐ、舟を下り二見洲須口村の海汀に上陸し、前田大尉をして下野間道より進み隊首に出てしむ、賊山中に向ひ走る、濱海岸道一擧にして八代を取る、黒田參軍は宇土郡網津に上陸する筈なりしが、前議を變し、二十日を以て日奈久に至り、所部を上陸せしむ、謂はゆる八代衝背軍、別働旅團是なり。

巨野郡

和名抄、葦北郡巨野郷。○今二見村なるべし、大字大野ありて、巨大同じからず、郡内古數の東山中にも大野村あれど、古郷は二見なるべし。

國志云、大野に嘉吉二年、郡主相良前續が興行せる犬追物の馬場址あり、當時探題澁川教直、及び薩摩の國主島津忠國も來會す、洞然長狀曰、前代者度々御犬追物御興行候哉、殊更探題様御下向之時分、島津方も被出合、於葦北二見犬追物被遊候、前續時代之子細候、探題様御手組候、何も御日記等明白候つる。

二見

今二見村と云ふ、大野、洲口、赤松等の大字あり、日奈久の南西一里餘、海山の間に居る。延喜式肥後國の驛名に佐職と云ふあり、片野と佐職の間なれば、二見の舊稱たるべし、(朽網を本書に朽綱に誤る) 朽網と云地名は豐後にもあり

(朽網)

二見村は西に洲口濱あり、村内の水皆之に注ぐ、南に赤松太郎あり、葦北三太郎の一嶺なり、(二見と田浦の間) 東に久多良木村・山浦を以て相限る。○國志云、二見、君が渕は、二見川の流にあり、岩泉絶景の風景、往昔の拔九折の直下にあり、山上を久多良木境と云ふ

赤松

二見村の南なる大字にして、其坂路を垂尾と呼ぶ、上下一里、一に赤松太郎と呼ぶ、此坂路の東に牧山あり、久多良木山、吉尾山に連接し、藩政の頃は牧場を置きし所とす。

百濟來

今百濟來村と云ふ、又久多良木に作る、二見の東なる山村にして、其溪澗は皆東流して球磨河に入る、八代郡松木嶺の西南に連接す、土俗相傳へ、百濟國日羅の歸葬する所と曰へり、按に本郡に百濟來新羅來の二村名あるは、偶然にあらじ、葦北國造阿利斯登の子日羅、百濟國に赴き、達率の官を得て後歸朝し、事を以て百濟國使の害する所と爲る、而して日羅の屍を葦北に移葬せしめ給ふ、又推古帝の朝に百濟の僧道欣、道嚴等八十餘人を率て葦北に入津したり、是等の事國史に錄して昭乎たり、されば百濟新羅二國人の本邦に來歸し、

(久多良木)

此地方に村里を建てしと云事、稍信據に可なり、但し百濟新羅の下に來字を附着せしむるは、古代百濟人をクタラキ、新羅人をシラキと唱へしに由る歟、國志には久多良木村馬場地藏堂は、日羅墓と錄し、津奈木村赤崎にも日羅墓と說く者ありと注す。

田浦

今田浦村と云ふ、海村なり、西に向ひ小灣を抱く、天草の御所浦島、樋島など、海上四五海里の外に羅列す。

(野坂浦)

增補國志云、野坂は佐敷太郎坂の舊名にして、田浦村は野坂里なるべし、源俊頼の歌に、

葦北の野坂の浦のうつせ貝妹背そなへていく世經ぬらん

と讀めり、今や田浦に石貝あり、(土俗びな石と云ふ、海邊及山中に有り)空しき殼にあらず、肉と共に石の如し、是を景物として、幾世經ぬらんと讀るにはあらずや、然れば野坂の浦里共に田浦のことなるべきにや、肥後地志畧に、野坂浦は今の湯地坂を云、佐敷と湯浦との間にあり、又歐坂とも稱す、空貝は貝殼の事にて、石貝にはあらず、田浦より出る石貝は形寄居虫の如く、山丘より出るは色白く、海汀にあるは色黑し。

木野根山

田浦の東嶺にして、西南は佐敷山に接す、吉尾村の西方を塞ぐ、木野根山に銅礦を産出す、方俗大河内山と呼ぶ、大河内は吉尾村の舊名なり。

野坂郷

和名抄、葦北郡野行郷。○行は坂の誤なるべし、野行の地名郡内に見えず、野坂は萬葉集に「葦北の野坂の浦に舟出して」云々の句ありて、今の佐敷垂尾坂を本據とすと曰へり、然らば野坂郷は田浦村なること推斷し得べし。

吉尾

又大河内と稱し、今吉尾村と云ふ、田浦の東にして、百濟來の南に接し、山中の水脈は皆球磨河に歸す、河畔に大字箙瀬あり神瀬村(球磨郡)と相對し、球

(瀬籠)(大河内)　　(屋敷野越)

[illegible]河中尉[illegible]小[illegible]征西[illegible]記に云、五月[illegible]の陣報によれば、佐敷球磨川両道の賊軍は、約[illegible]二千人、球磨川道は[illegible]を根拠となし、佐敷道は大野村を巣窟となして、互に相聯絡し、若干隊を[illegible]に分遣し、[illegible]村[illegible]に四斤山砲二門を備へ、又若干隊は[illegible]を白木村に対峙して、以て佐敷より進む所の官軍を防かんと擬す、兵士多くはライフル銃を携帯し、其過半は装を揃せず、又薩摩江[illegible]道の賊数百人は、[illegible]白[illegible]近傍に屯集し、瞭望を[illegible]に置き、併せて[illegible]を防禦せんとす、仍て更に籠瀬大河内の賊状を探るに、其背後屋敷野越の嶺に拠るもの三百、籠瀬に居るもの二百許と云ふ、五月九日、大河内は佐敷口より進撃す、大河内口は午前二時宮城少佐[illegible]中隊吉尾村に入り、屋敷野越を四道に分れ潜進するに、山路極めて険悪、纔に山嶺に達するを得たり、午前五時[illegible]に近づき、吶喊して衝撃、其塁を陥る、此山の[illegible]十町許、[illegible]頂より籠瀬を瞰めば眼下に在り、籠瀬の賊支ふる能はず、鉄砲を棄て走る、我兵更に球磨川を隔て、東岸の賊を撃ふ、賊にして賊兵を収め、屋敷野村より山峯を渉りて返り撃ち、遂に抜く所の塁壁に迫る、我山上の[illegible]持久なし、遂に抵る能はずして潰散す、黒川山地両佐官、賊兵反撃の益なるを見て之に赴き、士官を呼集し一隊を籠瀬に乱入せしめ、火を村中に放ち、呼譟して戦はしむ、而も賊已に村内に[illegible]して果す能はず、屋敷野越一帯皆復賊有と為る、河の東岸に[illegible]へる岡本大尉の一隊、辛うじて帰路を求めて河岸の要地に拠る、此日佐敷口の官軍も白木村に[illegible]戦して利あらず、翌十日大河内佐敷[illegible]両道より進み、宮城少佐はす屋敷野越の賊塁に迫る、賊[illegible]防戦し、少佐[illegible]を投り退く、右翼已に退けば左翼独戦ふ能はざるを以て、黒川大佐屋敷野越に登らんとするに、賊山[illegible]に充満し、火章甚熾し、砲兵を鼓弾して[illegible]山頂を攀上らしめんとするも、[illegible]日の陣将卒の[illegible]甚しく、皆眼中[illegible]を出し[illegible]、退いて立つのみ、因て休止の令を傳へ、吉尾以西を警戒せしむ、廿二日籠瀬[illegible]集の賊（破竹二番中隊）百餘人、吉尾の哨所に来り歸順す、之を降兵歸順の嚆矢とす。

葦北(アシキタ)郷

和名抄、葦北郡葦北郷。（今佐敷村なるべし、日本紀に葦北津と見ゆるも此なり）景行紀云、既而[illegible]還、從葦北發船、到火國。推古紀云、十七年夏四月、筑紫大宰府[illegible]上言、百濟僧道欣惠彌首十人、俗七十五人、泊肥後國葦北津、是時遣難波吉士德摩呂、船史龍、以問之曰、何來也、對曰、百濟王命以遣於呉國、其國有亂、不得入、更返於本鄕、忽逢暴風、漂蕩海中、然有大幸、泊于聖帝之邊境、以歡喜、二人復[illegible]、則俗人等送本國、至于對馬、以道人等十一、皆請之欲留、因令住元興寺、

佐敷(サシキ)

今佐敷村と云ふ、其駅市を船津と呼び、江湖に臨む、即古への葦北津なり、道川内、計石(ハカリイシ)等の大字あり、今本郡の治所にして、熊本を距る十八里、人口八千。

(佐職)　佐敷は延喜式に佐色、又佐職(サシキ)に作る、柄澗水俣の間なる一驛とす、佐敷太郎と云ふは佐敷田浦の間なる坂路の名にして、薩摩街道に係る、又佐敷の東吉野峠を経て、球磨郡人吉に至る通路あり。

佐敷(サシキ)城址

又花岡城と云ふ、佐敷驛の東に在り、葦北郡の鎮守にして、相良氏の創めしもの、ならん、一説八代郡の名和氏創むと、増補國志云、[illegible]考、相良系[illegible]及び編年[illegible]に據りて按するに、球磨郡地頭[illegible]相良六郎頼[illegible]建長六年相[illegible]、葦北郡を兼領す、其四世孫兵庫允定頼[illegible]室は名和[illegible]女）此[illegible]名和[illegible]水俣佐敷守に城代を置きたるに據れば、葦北一郡は名和家の領知に属することを知る、定頼の子前[illegible]朝より九州奉行の命を蒙る）其孫近江守[illegible]（[illegible]）に至るまで、[illegible]葦北郡を領す、左[illegible]門尉[illegible]の代に至り、文明の始め名和[illegible]を[illegible]、[illegible]六年、に十六年三月八代郡を併せ領す、十六年にして[illegible]年、亦八代郡を退き、[illegible]葦北の二郡を保す、其子近江守[illegible]、永正元年再度八代郡を領し、[illegible]死の後、[illegible]子[illegible]冲なるにより、天正十年葦北郡を割き島津氏に附属たり、事[illegible]通考曰、天正九年、秋八月、島津[illegible]久自率大軍、[illegible]相良[illegible]内、分軍五、一軍島津忠平、陣八[illegible]尾（久木野村の内、水俣境に八ヶ谷あり、則八[illegible]尾は此地ならん）是[illegible]將、二軍島津征久、陣鉄[illegible]石（諸書作[illegible]尾、[illegible]也、鉄[illegible]石、在水俣郷）三軍[illegible]山兵部大輔[illegible]久、陣[illegible]石尾（[illegible]石尾、在水俣郷陣内村）四軍島津歳久、陣[illegible]、地未詳、[illegible]記作[illegible]群）五軍島津薩摩守[illegible]虎、陣出水[illegible]井田平、[illegible]久以出水[illegible]木營、十九日、[illegible]軍[illegible]入葦北郡、[illegible]之將、[illegible]田高[illegible]宮原[illegible]、防[illegible]甚[illegible]、[illegible]自守佐敷城之、不得支、遂退保古[illegible]城、九月二十六日[illegible]降、[illegible]佐敷始[illegible]久、（豊太閤西征の時、島津氏の兵は力なく葦北を棄てて去る、當時の形情は、[illegible]相良は當時[illegible]味方として[illegible]口向表へ向ひけるが、始終を見合、紙屋迄にてかへて心替し、人吉へ引返す、[illegible]兵も人吉を立て大口へ移るに依て、島津[illegible]人数[illegible]に不及、[illegible]公は八代を打過て佐しきへ[illegible]、[illegible]に[illegible]らしめ給ひ出水へ御[illegible]替なり、それより千代の太平寺へ御移り（島津[illegible]）云々と載せたり。佐々成政此國を[illegible]りける時、人吉の相良頼房は成政の指揮に属し、葦北を守備したり、天正十六年、成政[illegible]せられ、葦北の地は、[illegible]主加藤氏の邑と為る、加藤大和守[illegible]佐敷に居り[illegible]たり、文禄元年、重次兵を以て朝鮮に[illegible]役す、薩州の人梅北宮内乱を作し、六月十五日[illegible]に佐敷城を襲ふ、留守坂井善左衛門等偽り降り、十七日献[illegible]に託し宮内を城中に誘殺す、慶長五年、東西軍起る、佐敷は西軍小西島津二氏の領國の間に介在するを以て、其[illegible]圖する所と為る、重次防守三十餘日に

して賊自ら解き去る、元和元年、幕府命して佐敷城を毀たしむ、細川氏の時、衛士を置き番代と稱す。

鶴來山（ツルキヤマ） 佐敷村の大字にして、驛の西北一里許なる海濱にあり、計石（ハカリイシ）と相降り、江山の風色舟行の往來、頗る目を悦ばしむ、温泉あり、硫黄性温九十八度、海汀淺水の邊に出つるを以て、退潮の時にあらざれば之に到ること能はず、泉池は岩石を穿ち之を造り、殆天工に成る。

征西戰記云、別働第四旅團は歩兵二大隊半砲兵一中隊を以て球磨川の沿岸、日奈久の海濱を警備せり、時に賊の佐敷に在る者、虜掠を恣にし士民を脅劫するの報あり、四月下旬田浦を取り、海岸の道を扼す、佐敷は八代の南八里に在り、三面峯巒を繞らして、西獨り海に臨み、船舶來り碇し、人煙稍繁盛、薩隅街道の要衝なり、初め軍艦常に此海を來往して警備し、又時々水兵を上陸せしめて之を巡邏す、而して賊兵出沒日に多きを加へ、衣食を要求し財物を掠奪し、且士民の官軍に通ずる者を捜索し、士民恟々、皆頸を延て官軍の至るを待つ、又人吉の地たる山間に孤在し、其通路數條あり、八代より球磨川に沿ひて行く十六里、其岐路に照嶽道、萬江道、五木道あり、皆絶險也、獨佐敷より直行十二里、其路亦稍險ならず、故に人吉攻撃を謀らば先つ佐敷を占有して、後之に及ぶを要す、此に至り黒川大佐井に三好少佐をして佐敷に入らしむ、少佐日奈久駐屯の二中隊を二分し、一は之を鳳翔艦に乘せ海路を取り、一は陸路よりし、四月廿九日夜半、佐敷町に達す、賊三十許、山中に遁走す、官軍二大隊尋て佐敷に入り、攻守を議す、東に鎗野（ホコノ）峠あり、賊兵茲に占據し、我兵の進退動作皆其眼中に在り、因て直ちに砲兵を迫山に備へ、以て鎗野峠に對向す、五月三日、黒川大佐鎗野峠を擊つ、迫山に備ふる所の四斤山砲二門を移して兼丸山に備へ、鎗野山の正面に向ひ、遊擊兵は之に乘じ賊壘の背後に出て之を劫す、賊兵顧みて大に駭き、戰ふに及ばずして潰ゆ、九日、黒川大佐三道岡に迫る、佐敷口は前平山を取り、將に瀬に赴かんとして反擊に會ひ克たず、鎗野峠に退守す、十二日福坂の賊（雷擊隊と稱する者）佐敷に來襲す、其數凡三百、一は我が桑原田川の哨線に迫り、一は兼丸山の哨線を襲ふ、兼丸山先つ敗れ、退て宮浦を保つ、桑原田川も亦皆敗れ退く、賊火を放て佐敷に迫り、稻九市口に達す、居民震恐、崩壊して立つ、賊又別隊を以て讚岐山の麓より松生峠を襲ひ、鎗野峠に至る、我兵退て城山に據る、三好少佐部下を督勵し縱橫指揮、既にして賊の彈丸盡く竭るを料り、守勢を轉して攻勢と爲し、彼我殺傷相當り、砲聲地に震ふ、賊鋒少しく衰へ、隊伍を亂して退く、我兵尾擊して悉舊線を復す。

桑原鄉（クハハラ） 和名抄、葦北郡桑原鄉。○今葦北鄉と混し、佐敷村に入る、大字桑原存す、佐敷驛の西南山中に居る、大野（オホノ）村も本鄉の屬地なりしならん、即佐敷川の上游なる山村とす。札松（フダマツ）峠、國見山、大關山等の諸峰其南に重疊し、薩州の州界に至る、鏡山は札松の北なる一峯にして、岩石に牡蠣殼の附着するものあり、又大野村には石器（石匕、石斧、石環等）の出つる事あり。

征西戰記云、五月十二日、三浦少將の所部、第三旅團兵の佐敷に至るや、札松峠掃部越の賊を攘ひ、而して其巣窟大野村を擣んとす、然れとも水俣口は連戰唯舊線を固守して進まず、賊も亦其鋭を此に盡すが如し、就中其最猖獗なるは、上木場より中尾の賊壘なり、我軍正面抗爭して、利を得る能はざるを曉り、五月十八日、更に兵を大關山に廻らし之を横擊す、十九日又戰ひ、廿日諸口總進擊をなし、其要壘數所を陷れ、廿二日、一軍は掃部越、一軍は札松峠、一軍は國見山、一軍は牧士峠に向ひ、皆險に據るの賊を擊攘し、（右翼大關山より掃部越、茂り越、アンノ峠、札松峠、牧士峠、祝坂に至る其延長三里餘、賊の要壘數十所を拔く）遂に進て大野の賊巣を覆し、尚進みて鏡山の要地を占領す、其影響木原瀬の別働第二旅團の右翼に波及し、其賊も亦皆自陣舍を燒きて去る。

○國志云、大野山中に硫黄、緑礬、石膏を生ず、又錫を吹きたる床跡二所存す。

大關山（オホセキ） 佐敷川の水源にして、驛の南方三里（水俣川は大關山の東南に發し西流す）に在り、國見山鏡山は大關山の東に并立し、一溪を隔つ、（國見は葦北球磨及び薩州伊佐郡の交界に當る）此山中は、丁丑役の激戰場とす。征西戰記云、五月廿四日、第三旅團大關山に向ひ、直に長左衛門笹岩等の諸壘を取る、頃くありて賊又反擊し來り、池邊吉十郎の拔刀隊最善く戰ふ、乃退き三十丁坂の舊線に據る、六月五日人吉既に陷るの報あり、第三旅團又大關山に迫る、賊亦兵援最善く防ぐ、我兵乃銃隊を以て之に當る、賊終に支ふる能はず、我兵大關山を略し國見山を取り、進て久木野村に至る、初め城山（久木野村の上）に向ふ所の一隊は頗奇發、樹林に放火して烽烟を揚く、一勝地村（球磨郡）の官軍鏡山より樵路を取り、又山林に放火して大關山に向ふ、賊據壘、久木野の舍營を棄てゝ大口の州界に防備を立つ、大關山は是まで官軍五取して五失せる所、此に至り全く我有と爲る、七日久木野の山中を捜索し、肥薩の國境に進軍し、八日薩州山野に入る。

白木（シラキ） 今大野村に併入す、鎗野峠の東にして其水脈は球磨河に歸す。此村は百濟來の例を以て論ずれば、新羅來なるべし、推古紀十七年、百濟人葦北津に到れる前年に、新羅人多く投化したる事を記す、眞否必すべからずと雖、亦參考を要す。

告（ツゲ） 今白木と同しく大野村の大字と爲る、白木の東南二里、球磨河の畔に在り、河勢此に於て旋回し、東來の激湍折れて北に向ふ、一書に告村に剽落しと名つくる險所あり、

一■打つ岩石、■■■の岸上數十尋の■を通す、仰げば耕■■に■へ、■■せば■■■■を知らず云々。〔佐敷より白木まで一里半、白木より告まで一里半、告より■■迄一■■まで一里半、■人吉本道なり。〕

川内郷(カワウチ) 和名抄、葦北郡川田郷。○今川田の地名なくして、川内の地名あり、即湯浦村に存す、川田は川内の誤なるべし。

■■■云、■■■■曰、慶長五年九月、關原役畢、十一月、■■■■、加藤清正、鍋島直茂、供合軍討薩摩、前■■至■■■■■■木、■■島津■久歸順、■■■事於諸將、勿攻薩摩、故收兵各還國、〔安民記、藩翰譜、九州記〕此時、■■■■■■■村にて加藤清正建る所の制札あり、十一月八日の日附なり。

湯浦(ユノウラ) 今■■村と云ふ、佐敷の南にして、其山谷は南東大■山より■■、自ら一■を成す、■和名抄川内■なら■■云ふ、大字湯浦(ユノウラ)は大道に當り、津奈木太郎の北■にして■■なり。

■■■■、■■■、■■■、田園の間より湧出す、浴所一字、湯■■■を置く。○國志云、湯浦は■■■■■によれば、■■■■久の子■氏(山城守)■■(和泉守)湯浦城主たり、名和■■■葦北郡を領有せる頃ならん、■須賀舊記には、

山城守■氏、葦北湯浦城主、私領釘野三丁、桃木河内■町、下の角三町、舟津一段、登馬口此分私領也、和泉守■■、大河内五町五段、上野■、さきの浦、あふ■七段、下り馬口被下候也、

と録す、釘野は久木野村にて、大河内桃木河内■浦野角等は湯浦近傍に地名存すと云ふ。

女島(メシマ) 今■■の大字にして、佐敷灣の南岸に當る、■木山を相■み、山海島嶼の景色佳なり、女島に■■明神を■する小祀あり、■汀の岩石の上に■く、松樹之に生じ最美麗なり、■■年中佐敷の■■の士人、女島の■■を賞し、京師堂上方の■■を求む、風早宰相公延の■■あり、

年ふるや女島の松の■■しつえは浦の波に■して

按に大同方に、「肥後國の火國藥は、葦北郡■島の■■の家方、■■■■之、元は少■名■■也、■人■前後の■方」云々とあるは、此女島■の■方なるべし

津奈木(ツナギ) 又綱木に作る、湯浦と水俣の間なる海村とす、其湯浦と本村の間に津奈木太郎■、川野山の險あり、■降凡二里、三太郎の第一とす。又本村と水俣の間に■坂あり、津奈木の■は自然の■岩を以て■■とし、道路は其阻を切り割りて通ず、方俗■■と呼ぶ、名和家の臣加■■の創めし所にして、相良氏の兵を■さし者也。

國志云、■坂は風景最も佳也、一説には天正十五年五月、太閤秀吉公征西の時、相良が老臣■■■■■■入道休甫は、其居城水俣より津奈木■■坂を超て、湯浦坂へ出迎て、■下に拜謁す、■■も人吉を出て湯の浦に■り■下に拜謁す。

水俣郷(ミナマタ) 和名抄、葦北郡水俣郷。○今水俣村即是なり、津奈木の南にして、江山自ら一郷を成す、佐敷の南四里半、■州米之津の北三里半、此地は東南州■界の山谷より■■出て來りて、其水數脈と為りて海灣に入る、水俣の本義即之に因る。

水俣川(ミナマタ) 大關山、國見山に發源し、又木野村を經て西流、深川に至り石坂川を容れ、■内■に至り湯出(ユノデ)川と會し、■を■り海灣に歸す、長凡七里。

水俣(ミナマタ) 延喜式にも載せし古驛なり、近代は城寨の設ありしを以て、或は陣内驛と稱せり、人口一萬四千。

國志云、水俣城は陣内城とも稱し、名和家領郡の時、本郷某を置きたり、天正中相良の老臣■■三河宗甫之に居る、同七年八月、島津■■來攻しければ、宗方堅固に城を踏み、■を以て■を防く、■時■■■■■に、

秋風にみなまた■る木の葉かな■■■して、■内に■入ければ、宗方返しに、

よせてはしづむ月のうら波と■■して■■せり、■■島原より有馬の■■數百、■■■へ寄せしが、■■■■美作■■■■■■にて■■■■■■、北後■■■より島津へ和平を■■けれ■、■■■は島津■■■に歸すれど、■■は■■如く水俣に■■す、■■■■西征するや、■■■■■■■し、■■■■す、天正十八年■去、是より葦北郡は全く相良■■手を去りぬ。

月浦(ツキウラ) 水俣■の西南、■■坂を登れば、八代海中に一島あるを見る、■■(コロ)■と呼ぶ、此■■刀■、■石■■■■の地にして、總べて月浦と稱す、尚南して袋村に至り、やがて■■■■界■■る。

(戰石)

水俣は、丁丑役に、■■少將の■■■■■して、■之津大口兩道の進擊を試みし所なり、其大■、別働第三旅團即(■■■■■■)五月三日水俣に■■、■日■■■■を■ち、八日■■■■利あらずして、大■山及■■■■を棄て水俣に退きしに、十一■■■■、■■■■つ。我兵■■■■、■■■■■、八日■■■■、■■■■(ヒト)■■らず、大口街道■の■ふ所と為り、山野の官軍■■■■立す、十日山野の三間少佐其兵を水俣に收めんと欲し、■■已に退却す、たまく■二千來り襲ふ、我■■■に暇あらず、賊火を所在に放ち、我を掩殺せんとす、少佐■■、■■退却を命し、小河内を保たんとして果さず、石坂■に還る、■追擊して止まず、■■にして■■に■■す、是れ■我兵を誘はんとするなり、■■に■て■大■數門を連發し、旗を樹て陸續山を下り又山に入りしが、正午我右翼の背後に突出し、■にして又國見山の我哨所を犯す、官軍■■縱橫に■絶せられ、■に已に■中に陷

(深川) る、瀧寺半里餘、僅に深川村を保つ、(今水俣村大字深川、石坂)十一日、大口街道の賊、久木野石坂嶺より深川(水俣驛の東一里)に入る、官軍高嶽山中、尾山の壘を堅守し、火を深川村に放つ、賊村落を棄て丶山林に就き、是より對峙迭襲夜、銃砲の聲耳に絶えず、賊高嶽の前面、矢代山に砲車を据ゑ、水俣を瞰撃し、其根據を深川村に置く、(當時水俣直築の巡査一千七八百許)矢筈嶽鬼嶽等の要害は皆賊の占有に歸す、廿五日、官軍一大隊の兵を以て矢筈(ヤハズ)山を登らしむ、賊に維摩絶頂の權現堂に達し、戰鬪終日、遂に山峯を奪ふ、廿六日四百許矢筈山を侵す、(矢筈山)諸隊壘に據り防戰事なきを得たり、六月三日、官軍斥候を以て米之津を伺はしむ、四日官軍鬼嶽(オニノタケ)を取んと欲し、(鬼嶽)夜兵を松尾上原の山腹に伏せ、五日曉に乘して賊の不意を擊つ、天たま〳〵大霧、一擧にして賊壘十餘を陷れしが、幾時ならずして賊又來攻、戰鬪夜に入りて止まず、六日の午後を以て賊皆退走して、大口小川内に去る、七日、賊鳥越の嶺に防禦線を求めんとする者の如し、官軍出て之を掃ひ、小川内坂に至る、一隊の賊久木野より至り、側面横擊を為す、薄暮に及び兩軍交綏す、國志云、箭筈嶽は高木叢著として、半腹以上は草だもなく、登り二里と稱す、東方には山つゞきて峻峰多し、山中の一溪西に流れて神之川と云ふ、即水俣米之津の往還にて國界なり、熊府へ二十五里、鹿府へ二十六里とぞ。

湯出(ユノデ) 今水俣村の大字にして、鬼嶽の麓なる谷間に在り、寶頭溫泉あり、溫百十四度、旅店十餘戶。

久木野(クギノ) 今久木野村と云ふ、水俣川の上游にして、大關山の南麓に在り、佐敷湯浦より大口驛に向ふ山道に當り、古來大關過と稱し、大關山は關戶の遺名なるべしと云ふ、佐敷の南四里、大口の北五里　國志云、久木野は土俗下鶴村と云ふ、秀吉公薩州征伐の時の陣營したまふ古蹟あり。

征西戰記云、五月八日、賊大關山山野の方面の官軍寡單なるを知り、急に來襲す、巡査の一隊久木野を保たんと圖り成らず、水俣に向ひ潰散す、賊追擊して水俣に至る、十二日、三浦少將第三旅團を率ゐ佐敷に至り、水俣の急迫を救ふ、十八日、久木野の賊第三旅團上木場の守線を襲ふ、已にして賊は第三旅團の爲めに大野の守營を陷れられしより、專一力を久木野に盡し、又兵を分て一は別働第三旅團を中間に防ぎ、一は上木場の兵に備へたり、(賊將邊見十郎太池邊吉十郎是陣に在りて指揮せりと云ふ)六月三日に至り、三浦少將、關山國見山久木野に向ひ攻擊、討滅府中、七日久木野南方に至るまで、復賊影を見ず。

仁王(ニワウ) 佐敷より大關大口驛(今薩摩に轄屬す)に通ずる古驛の名なりと云ふ、延喜式に見ゆ、一に仁主に作る、今久木野村に仁王木(ニワウキ)の字存す、按補國志云、延喜式仁王驛、今葦北郡仁王木村即此也、自湯浦分道、右至水俣、達薩州出水郡、左至仁王木、出隅州、是曰大口道、無境今廢路、在久木野鶴村、而與仁王木少相離、里民曰、古道通仁王木。(仁王木)

伴部郷(トモ) 和名抄、葦北郡伴郷。○伴部の誤にや、安房肥前に伴部あり、今本郡に伴もしくは伴部の名なし、然れども驛村の配置の跡を推測するに、久木野村隣、久木野、津奈木、日奈久は並びに郷名を缺くも、日奈久は巨野の屬にして、津奈木は川內の屬にやあらん、再考をまつ。

球磨郡

球磨郡(クマ) 八代葦北の東なる山地にして、其南東僻に平原あり、人吉と呼ぶ、二十餘の田村之に布く、其西北は重巒複嶂、種穀の畎畝なし。此山野は古熊(クマ)縣と稱し、噌唹縣(大隅)と並び稱して、熊襲と曰ふ、筑紫南方の强邦たりき。國郡制定の日、之を割きて肥後に屬し、世襲して今代に至る、今郡衙は相良の舊城下人吉町に在り。

和名抄、球磨郡(延喜式球麻郡)久萬と註し、六郷に分つ、東鑑文治元年、池大納言平賴盛の家領に、肥後國球磨庄と云ふは、本郡にや、又益城郡限庄にや、判斷し難し。

中世の諸書に、球磨久は求麻にも作る、近代は相良氏二萬二千石の藩封たり、相良は建久年中遠州より肥後に移り地頭職を帶り、北山尾郡に居るは內田相良と稱し、玉名郡に居るを山北相良と稱したり、球磨庄の相良其依據の境最險なりければ、其家傳へて今に至ると云ふ。(玖摩郡)

景行紀云、天皇悉平襲國、因以居於高屋宮、已六年也(中略)天皇將向京、以巡狩筑紫國、始到夷守、諸縣君泉媛獻大御食、到熊縣、其處有熊津彥者兄弟二人、天皇召兄熊則從使詣之、因徵弟熊而不來、故遣兵誅之。○按に熊襲の詞に二樣の別あり、景行紀に熊襲とあるは、一は熊縣襲國を連ねて指せる名なるべく、一は襲をのみさして、熊をば勇猛の形容詞として負はせたる者也、風土記逸文に見ゆる、球磨噌唹は截然として二國を分ち呼べる者と知らる。(大隅の噌唹國、倭に隼人(コマヒト)あり、參考)(熊)○地學雜志云、球磨郡の人吉平原は、往古湖水なりしごとし、今も西浦村字目八面に一種の白土ありて、數々硅藻の片を含有す、而其存在地は即人吉盆地の一部に當るものなれば、亦以て此地方の往古湖底たりし徵證とすべし。

近世球磨の東なる米良(メラ)等十四村も、本郡の所管たりしが、明治五年日向兒湯郡に入る、米良谷は山嶺水脈固より本郡と隔異す、兒湯の所屬と爲すべし。五家庄五村は今八

代郡の所管とす、本組之を本郡の中に入れ、山水の自然に適合せしむ。

球磨川 (川灘)

球磨郡の大水にして、二源あり、一は五箇庄椎葉木村白鳥嶽に發し、南流五木四浦等を經て、柳瀬村に至る、(椎葉川又河邊川と云ふ) 一は五箇庄の東南なる江代村片尾山に發し、西南流す、此二水人吉の東に於て相會し、西流萬江川を容れ、告村に至り北に折れ、八代郡に入り下松求麻に至り、西に折れ初めて下流に向き、二里にして海濱に入る。五箇の源を去る凡二十六里、人吉以下中流の急灘、舟を通する所凡十六里。國誌云、球磨川の舟路十六里、間に卅三瀬あり、伊高瀬、鵜の瀬、たかうとの瀬、大瀬、流鍋瀬、たゝら瀬、長瀬、箙瀬、前の瀬、大篠瀬、春女木の瀬、曽岩の瀬、遊拜瀬、吉尾瀬、松原瀬、最大なり、又樅瀬、長瀬、百女岩、[illegible]行道岩、觀音岩、八升河原、草塚、[illegible]岩、鬼の[illegible]石、千貫松の瀬等あり、[illegible]導等書云、球磨河(廣三百間或四五尺) 此川上は東南日向境の山々より出、五箇山の幾谷々よりも出る、道法凡三十日餘にして、八代の南海邊に打出す、山川にて至ての急流なり、常に舟の往來ありて、諸用を辨す、昇るときは挽舟にて二十里ばかりの所、三日夜に漸く達す、降るときは纔に半日に及ぶ由、此にて其流れの急なるを知る。○大八洲遊記云、球磨川遡舟櫓十六里、河中岩石齒々、不知其幾千萬、時雨至、石皆齒黑色、若能假五丁力、輸得一石、直當萬金、蕭山[illegible]所驚、高士御[illegible]、讃此奇、舟走其間、[illegible]快、加之峰巒插脚水底者、往往礙水、水爲急灘、灘高五六丈、岩轉激突、入眼洞下、使人心魂[illegible]悚、嗚呼偉矣。

肥後陣中　　山田 空齋

水色如果月色流、砲聲漸絶夜悠々、清風一陣吹懐去、占得求麻川上秋、

洞然長狀に、相良氏球磨郡主として、八代郡をも兼併すべしとの理由を述べて「八代者求麻山之稱候、彼大河於八代も號求麻川と候、何事も從往古積功候之事、年々歳々求麻之土地水にて運候之事、不可有幾之限候、さては八代之事終には求麻之可爲格護之由、御意候なる、微妙の事候、誠於見大菩薩之御神宇候哉」と曰へり。

神瀬

今神瀬村と云ふ、球磨河右岸照嶽の西麓に在り、北は八代郡松求麻に接し、隔岸の村落は葦北郡吉尾服瀬とす、人吉の西北凡七里。

求麻外史云、將軍、義仙公(長續)第一子也、嘗別館於神瀬谷、深入禮而老焉、又結廬於照角山、號觀仙庵、神瀬照角皆我鬢嘆之地、而密邇八代郡、公擇居於此、蓋取八代之志也、文永元年、卒于觀仙庵、葬于原田尊野正持寺、公之所建也、今佐牟田三郎頼信嗣家、佐牟田及作寨田、有迎蓮寺、卽頼信之所建也。

洞然長狀云、建久九年、相良長頼公下向、觀仙公山居御在所之事、先八代郡神瀬山に御座候、其後又求麻山に被移御座候、連々御事、彼山從年者候、如何樣一途不白事ゝ可有哉と、御存詞候ける、此異意一定被應八代候哉、[illegible]之處相良續、八代以知行剌而、從彼頃如當國、可有御[illegible]山之前、覃開求摩山之路、被改觀仙庵號之御名號、歸依石屋門下之御僧、馬草野正持寺、御形代御禪室御座候を、被相移候、御越之時、彼庵室御一宿候、從觀仙公相當十一代候之條、被遊候哉

浦島が七代にこえつ十としてひとつにあたる我は何かも、又其夜依雨、

よろこびの泪の雨やみやまちの苔の下より空に聞らん

此二首御手向候。

征西戦記云、四月十七日、八代の官軍賊を宮地村に擊破せしより、賊は南走して神瀬に根據を求め、箙瀬、鎗野峠、札松峠等を守備し、佐敷口の通路を擋ぎて、平田大佐之を攻めて克たず、五月下旬に至るまで對峙す、廿三日大佐遂に大欄の堡壘を破り神瀬に入る、然れども其背後に諸山賊徒滿ち、久しく居るべからず、急に高澤越に向ひ攻撃を行ふ、以て神瀬を保す。

一勝地 (永國寺)

今一勝地村と云ふ、球磨河左岸人吉の西三里に在り、(葦北郡告驛の東一里半)永國寺あり、禪宗、應永十七年、僧實底開基、相良前續の創建にして、本郡の大禪若とす、(國志に人吉城下永國寺は曹洞宗、相良氏の菩提所にて、一徑永就和尚の開基とあるは、一勝地に禪院々同じを詳にせず) 洞然長狀に、長享元年永國寺四代普山が隈部へ使する事見ゆ。

照嶽山

神瀬の東、渡村萬江谷の西北に聳梯する峻嶺なり、球磨河其西南を迂流す、照角と稱す、[illegible]は、松求麻の梅崎(萬江谷に通じ至る)の南に在り、丁丑役賊徒第二旅團は此山に據ち、以て人吉を暖せり、征西戦記云、神瀬已に我有に歸す、山田少將以謂らく、照嶽道は右球磨川道に連なり、萬江越道に接し、賊要衝の地たり、余の馬首の向ふ所は萬江道に若くはなしと、五月三十日、[illegible]を以て球磨川道の隘口に備置す、山地中佐[illegible]旅團に[illegible]嶽の背後に突出す、少將自ら右間坂の[illegible]を率し、照嶽山の正面に當り、賊背に數隊の白旗[illegible]を望み、喚然進攻[illegible]を吹奏せしめ、諸隊一齊に山に攀ち、二三時一蹴して之を取る、賊百五十許、其隊の一半に[illegible]死捍拒す、乃銃槍突貫の法を以て之を殪す、賊力盡き先を爭い遁る、我兵尾擊、五中藏山を下り、井口村を經て源内丘の西北面に及ぶ、此地人吉を距る僅に十數丁、賊の[illegible]兵數百人、陸續人吉を發し來り、[illegible]張り終に險る可らず、乃諸隊を率へ照嶽山に還り、對[illegible]遂に夜を徹す、

渡

今渡村と云ふ、一勝地の東にして、球磨河の右岸に在り、人吉より佐敷に向ふ大路は、此村にて渡渉し、河

の左岸一勝地告村に至る。

千脱(センタツ)郷

和名抄、球磨郡千脱郷。○今詳ならず、或説にセンタイと訓めり、當否を知らず、又郷里の配布の跡より推すに、渡村中神(今中原村)萬江(今山江村)の邊にやと想はる、再考を要す。

中神(ナカガミ)(田原)

今原田(ハラダ)と合同し、中原村と云ふ、照嶽の東南麓にして、人吉平原の西端に當る、萬江川北より來り、此村に於て球磨河へ入る、大字林に溫泉(溫百零四度)あり、浴室湯槽の設あり、人吉の西一里。

征西戰記云、官軍已に照嶽山を取る、翌朝(五月卅一日)天明け兵を縱て搜索するに、賊尙中神村に在り、胸壁を村後の田畝に列築せり、又球磨川を隔て賊の紅取山上に伍を成し往來するを見る、此地人吉を距る里許、而して道路平坦なるを以て、賊は我軍の長驅して直に城に薄らんことを恐れ、多く援隊を出して、必此に禦かんとし、漸守勢を變して攻勢となし、其右翼を伸張して、稍我左翼を包圍せんとす、賊の別軍、紅取山より河を隔てて我右翼に射擊す、官軍兩翼を縮め、要地を相して堅守す。

万江(マエ)

今山田と合同し、山江村と改む、中神の北なる山間に在り、溪澗は照嶽(テルガタケ)の北、仰烏帽子、梗嶼の奥に發源し、六七里にして球磨河に入る、萬江川と稱す、萬江越は人吉より松求麻に出つる直徑なれど、險阻にして人馬行路に艱む。

山田(ヤマダ)

求麻外史に「延元二年、相良長氏公、賜足利氏、復人吉庄北方、寬元元年所削之地也、族擁殿允祐長孫三郎經頼、據山田城、遙應官軍、公擊平之」とあるは此とす。

人吉(ヒトヨシ)郷

和名抄、球磨郡人吉郷。○今人吉町、幷に大村、西浦(今西瀨村)等なるべし、人吉平原の偏西にして、河水の兩岸に渉る、西村郷の西に接す。

人吉(ヒトヨシ)

今人吉町、大村(出町靑井町)の二に分ち、球磨河の東西に村居す、人口七千許、相良氏累代城居の地にして、球磨郡の首邑たり。或書云、人吉の地たる球磨河の上流に居り、而も數里平坦の地を占め、田野廣く開けて一境を成す、南に一帶の崇嶺あり、肥薩兩國を劃斷し、飯野越、加久藤越、吉田越、及び田野越等ありて薩摩に通し、東に白髮嶽、猪越、椎木越、米良越等の峻嶺ありて日向に接す、西北球磨川に沿ふて八代に至るには、神瀨の險あり、而して舟楫に乘して流に順へば十有六里程、半日にして之に達し、之に反して溯れば殆んと三日を費す、西佐敷に至るの行程十有二里、距離尤近し之を人吉の本道とす、而して其告阪一勝地の如き又絕險たり、北は連嶺崇聳、近きは五木谷五箇庄より、遠く矢部地方に連り、人跡の到らさる所多し、其人吉に通するの路、一を那須越道と稱す、那須越の西に五箇庄あり、其南に五木谷あり、川邊川の上流なり、川に沿ふて人吉に至る、之を五木越道と稱す、又南種山より中村日岩戶を經て、五木谷に出るの一路あり、其西に萬江越道あり、又其西に照嶽道あり。

人吉城址(ヒトヨシ)

球磨河の南岸にして、河水を利導して要害と爲せり、此地は相良氏七百年の住宅と稱すれど、其築城は文明年中爲續などの世にやあらん、德川幕府の時、二萬二千石の年出高を世襲し、今代に至り賓封を奉還す、明治丁丑の亂に、薩人熊本に敗れ、矢部三田井の方面より潰れて人吉に入り、四月下旬西鄕隆盛亦來り、五月下旬に至るまで此に據れり。○新撰國誌云、相良三郎長頼は、建久年中鎌倉殿より肥後國人吉庄地頭職を賜り、遠州在名の地より此へ移る、十代孫左衞門尉爲續の時に及び、八代の名和氏(村上)と連年干戈ありて、爲續頂利を得て、八代を侵畧し、古麓城へ移邑す、是れ文明年中の事とす、是より球磨及び八代葦北の三郡を領知し、天草諸島にも威被す、爲續六世孫修理太夫義陽の世に至り、益城郡響原に甲斐宗運と決戰し、義陽戰死す、幼子忠房人吉へ避け入る、天正九年の事也、忠房早世、其弟長每家を繼き豐臣氏に歸し、本領五百丁の安堵を賜る、慶長五年の亂に西軍に屬せしかども、赦されて舊知を安堵し、子孫不易に球磨一郡を領す。

征西戰記云、五月、賊狀を得たり、曰く賊軍今人吉に據り、西鄕桐野村田等皆此に在り、薩肥の士族心志を一にし、俱に終始を共にせんと誓ひ、延岡、佐土原、人吉の士族亦皆之に從ひ、日に彈藥二千發を製造し、將に一道に突出し、以て前日の敗を償はんと期し、宣言して云く、今此兵を以て人吉に據守するも、二年を保つに足れりと、官軍は別働第二旅團を以て、人吉攻擊の本軍と爲し、五月の末より漸次に進行し、卅一日照嶽を取り、人吉附近に迫る、六月一日、山地中佐の部兵先鋒進して人吉市街に入り、橋を隔てゝ戰ひ、午前九時遂に人吉を陷れたり、又云、六月一日、山地中佐は山を下り潜行して源內丘の北端に到り、對戰少時源內丘を取る、是に於て諸隊並び進んで人吉城下に逼る、賊市街の前端に配兵し、又城上より大砲を連發し、彈丸雨の如し、中佐四傍を顧望すれば、市街の北三丁許に要地あり村山と稱す、我小隊急に之に登り、突擊して賊を走らす、賊漸退て市街に入る、賊尙河南を保たん事を期し、鳳凰橋を毀ち、所在の民家皆火と爲る、彈丸橋頭の樹枝を穿て之を貫き、流れて山地中佐の股に中る、會岡本大尉來り靑井神社の傍に繃ふ、中佐乃後事を岡本に託し、諸隊漸退く、山田少將村山より之を望み、馳せ起き叱して曰く、退く者は斬ん、盍ぞ進で球磨川を渉らざると、然れども已に橋なく又舟筏なく、徒渉する能はず、因て河を隔てゝ對戰す、午後一時賊勢挫折し、砲銃の響を絕つ、因て防禦線を球磨川の北に劃す、此役賊加久藤越、大畑村に於て更に守備を爲す。

沙彌洞然長狀は、天文年中の述作にして、相良家の家傳を畧叙し、肥後史料の中に於て貴重すべき一書とす、其

球磨相良の祖先に當り、建久九年相良長頼公、御下文者當郡へ御入部、右大將家御之時、先日向國御家人工藤祐経、雖然伊豆國御下向時、其代官前於御一門も、御兄弟之際、無餘儀之近侍貴、當日向國之旨、肥前國守護職之事、被宛行ぐの御下文實に候つる云々とあり、長頼は遠江守藤原爲憲五代周頼の後にして、伊豆伊東氏と其祖先を同じくす、(伊東は日向に移り、後國に累世居住し、以て今代に至る、島津と相並び、九州南方の三名家也)系譜に相良三郎四郎長頼入道蓮佛は、建久四年、肥後多良木庄を賜り下向す、其子四人

長頼　相良三郎、建久九年、肥後球磨郡地頭職、來住居人吉、正治元年、頼朝薨、長頼剃髪、號蓮佛、承久元年六月役有功、因茲與播磨國二所領、興前國上下毛之地、建長三年死、葬願成寺、

宗頼　山井四郎左衛門、住山北郡山井郷内田、

頼平　山北五郎左衛門、住玉名郡山北、

頼忠　佐原六郎左衛門、大隅國正八幡宮地頭職、

求麻外史云、蓮佛公長頼(鎌倉下文作永頼)建久九年從求麻郡、公入鬥處、萬江氏之亂、為郷導、元久二年、以軍功賜下球人吉庄地頭職、寛元四年公以人吉庄南方、授嫡三子佐牟田何僕、葬球中公創常樂寺、號守土山、木佐藥師、又云、正平二年、南朝下官旨宗頼、曾以田、若靖長動王、叫遠江國相良庄、肥後國人吉庄北方、山北郷、播磨國須川庄領職、必見云、弘和三年、征西將王賜令旨前頼、求麻郡革北郷領職恩故。

大村(オホムラ)

人吉市街の北側にして、今も別立して大村を稱す。○肥後事蹟通考云、天文二十三年正月、菊池義武、私謀大擧、薩大友義鎮、事泄、三月義武挈妻子來人吉、依永國寺、新築館于大村天神森而居之、(今俗謂其地爲屋形)十一月義鎮遣三使圖請義武、義武與長子則治如豐後、同廿日於父子生害也云々。○肥前國志云、獨實曰、菊池義武當種へ菊池名氏は、次男十郎則直、其子主殿武益也、北野天神御自筆の御歌、菊池系圖、重寶數品等、皆菊池家の寶物として當村にあり、寛永十三年、菊池則直主殿は右近將監正種の長子、櫻之嗣種貞、當家(相良)を頼み來る、長榮公の内室は正種の姉なれば也、種貞の後菊池正種に百字丈子を得る、願以許ありて、菊池玄蕃武貞と稱す、武貞の後者は代々當家々老の職に列す、一說云、相良へ家臣に菊池氏二流あり、一は高橋養子の家にて、一は實子相傳の家とす、共に則直の孫隆尭を祖とす。

川邊(カハベ)

(川邊川)

人吉の東北なる山村なり、今柳瀬原見を併せ、川村と云ふ、川邊河は五家五木の下游にして、柳瀬に至り、球磨河に合す、長凡十五里、球磨の遠源とす。

(田代)

征西戰記云、五木種山兩道已に克つ、五月卅日、田代(タシロ)に向ひ進む、田代は人吉を距ること四里許、五木道賊軍の根據にして、寺院を焚き、市街を焼へ、兵約六百餘あり、我先鋒已に數里を馳せ進み、呼號して田代に入る、幸に賊敗兵の餘を承け、我兵燹を計るに暇なく、守を棄て走る、已にして後援軍至る、時に日業に午を過ぐ、午後三時川邊村を襲ひ、敵兵を擒獲し、川を渡り石坂に及ぶ、賊兵の守するに會ふ、一撃之を走らせ、人吉の城市を望み屯す、河野少佐後至の諸隊を率へ之に繼ぐ、而も日已に西に傾き、長途の軍我に利あらざるを慮り、地形を觀察し、諸隊を川邊村に收む、卅日、黒川大佐川邊に至り、戰略を聞き瀬戸(セト)山に向ふ、瀬戸山は人吉を距る十餘丁、我先鋒瀬戸山を踰ゆ美濃原に至る、賊の伏兵凡三百、悉く凸地を占め、我を隘地に誘いて衝射す、右側又百餘賊の來るあり、縱横亂斫す、我兵行を亂して退く、瀬川中隊長以下數十人奮闘して死す、賊已に瀬戸山を取り之に上る、我後援の兵敗餘を承けて力戰、相持して日を終る、翌日人吉陷る。

(瀬戸山)

五木(イツキ)

五家、五木、川邊は一長谷を成せり、五木は其中央に居り、五木谷と云ふ、今五木村[illegible]二村に分つ、方四五里の山谷を占め、西は種山、松求麻と山嶺を以て相限り、東は江代を[illegible]つ、[illegible]云、五木の山は發見は今より四百年前にありて、其間[illegible]を積みしものありたれども、[illegible]して見るべき[illegible]行をなせしものなかりしが、明治二十五年より[illegible]を呈し、[illegible]百分中七乃至八に當る、一箇月[illegible]五六萬斤と云ふ。

(四浦)

征西戰記云、五月初旬、諜者曰く、五木越には賊四五百人、堡壘を湯治村[illegible]に築き、[illegible]て、[illegible]五木口に備へ、白岩戸村を[illegible]、南種山口に備ふと、十日、官軍先鋒八市之尾山より進み、五木谷に入り、賊に[illegible]、[illegible]して、湯治村に向ひ逃る、十七日、山川中佐四見山を取る、下瞰せ[illegible]平道等、[illegible]川口の[illegible]、[illegible]目下に瞰し、人吉地方及び八代日奈久の諸[illegible]、翌日、中佐懸栖の賊壘を破り、南種山の進路に應援す、廿日、中佐四見山を發し、湯治(タウチ)村の賊を掃蕩す、此村は中戸、五木川の濱に在り、西に白岩戸を經て南種山に通じ往路あり、實に五木谷の[illegible]なり、故に[illegible]を以て之を守りしが、五家、五木、南種山[illegible]に[illegible]、遂に破れ走る、苗田代八原(ヤハル)の間に留まり、[illegible]して止まず、廿一日、八原山我有と爲る、賊の之を棄去るは、蓋湯治先きに陷り孤立守り難きを知れるなり。

(湯治)

五家(ゴカ)

又五箇庄と云ふ、[illegible]川の源なる山谷を占め、方四五里に渉る、今椎原(シヒバル)、久連子(クレコ)、樅木、葉木(ハキ)、仁田尾(タチ)の五村と爲る。(八代郡種山の與柿迫(カキサコ)と一嶺を隔つるを以て、今八代郡の管轄に屬す、人口千四百)山嶺重疊の中間に在りて、九州第一の僻境と云ふ、北は矢部、西は種山、東は椎葉(日州)南は五木江代、四方皆險阻無双

(椎原)

の地なり、人吉の北凡十二里、八代郡宮原の東凡九里とす。

五家は平家の遺裔の逃匿したる山なりとて、其傳説種々あり。國志云、五家の久連子椎原二村は、緒方領と稱し、樅木、波木、仁田尾三村は葉座領と稱す、葉座氏は菅家の裔にて、建長二年筑前太宰府より此山へ遁入り、一方の地頭と爲る、緒方氏は平家の裔なり、壽永の亂に、左中將平清經、柳浦に入水と僞り、豐後に走り緒方左馬助實國の家に居る、即實國の一女を納れ、清國を生む、清國の孫[illegible]（一云近盛）五箇の白鳥嶽の麓に移住し、子孫世々此に居ると、然れども傳ふる所は口碑のみにて、文字の徴なし、其民は[illegible]を[illegible]て食ひ、田地なければ[illegible]を以て餓をしのぐのみ、貞享中の[illegible]書に、五村の人口七百餘、[illegible]百十五挺と曰へり。[illegible]云、五家荘は、菅家平家兩家にて、數代居住候處に、中古阿蘇宮大宮司支配所に相成、阿蘇家衰微に付き、[illegible]、何之支配も無御座候、慶長十五年頃、加藤主計頭清正公より被召出、在住の地頭銘々持抱へ、山御[illegible]無相違之旨被仰付候、細川越中守忠興公熊本へ御入城之節、五人之地頭を被仰付候處、[illegible]に付、彼御支配[illegible]、貞享三[illegible]年より、天草御代官御支配に相成候節より、當地頭は大庄屋段格に被成下、御道上[illegible]等も此節より始而被仰付候。

續西遊記云、肥後國の五箇村は、南北二十里、東西二里より三里計りもありて、東は豐後（日向の誤）南は求麻、西北熊本領也、何方より之に行くも、北嶮岨中々云ふべきに非ず、更に道逕もなし、夫故彼の平家の人々の子孫、年々に繁茂して、數千萬人に及び、年月は數百年が間、一向人間の通路の絶果居たりしが、足利の末にや太閤の始にや當りけん、川上より椀の流れ來れるを、ふと見付て此山奥に人住けりと知れ、漸々に[illegible]入て始て、此五箇村の人、此世に通せり、彼方の人の世間へ出、初て人交をせしことは、元和寛永の頃にもや。○人類學會雜志云、五家莊は川邊川の上流なる深山の谷地を云ふ、葉木村樅木村を首とす、山谷は急峻にして、田園の開を得べき餘地は、さらくなし、故に米を産せず、僅耕せる山側の一部を焼掃ひ、稗か小豆を下種して、自然の化育に任せて成長せしむ、此他に食料に供するは、野生の[illegible]なり、即[illegible]の代をなす。

（五箇庄）

征西戰記云、山田少將五月六日人吉攻擊の任命を得、因て少將は佐敷道の兵を以て賊の左翼を擊屠せしめ、五箇庄道の兵を以て右翼を[illegible]の形を示し、而して中央線を進みて中腹を衝かせんと計り、以爲らく中央の諸道は[illegible]嶺嶮岨、決して尋常兵を行るべきの地に非ず、然れども斷して之を行ひ、[illegible]に拘まざるときは[illegible]必せりと、又云、五家口の官軍、五月十日を以て岩[illegible]より[illegible]原村に入り、土[illegible]緒方[illegible]を付し地理[illegible]、[illegible]て久連子に入らしめ、五木越の賊に備ふ、十七日、中村中佐[illegible]少佐をして日向[illegible]方を伺はしむ、少佐之に[illegible]く、樅木より那須[illegible]の山上に至りて凡二里、其[illegible]險、[illegible]水を徒涉する[illegible]、[illegible]谷に入り、[illegible]を攀ぢ懸崖を側匐し、士卒相扶け魚貫して進む、已に那須[illegible]に達すれば、[illegible]下に在り、[illegible]は已に[illegible]して之を守る、向山[illegible]野の内[illegible]、[illegible]して[illegible]如し。

肥後山中、五家莊、　　日柳燕石

[illegible]五丁、[illegible]、[illegible]、[illegible]上村[illegible]、[illegible]中人[illegible]行、更[illegible]山[illegible]、一[illegible]旅情、

球玖郷

和名抄、球麻郡球玖郷。○今詳ならず、藍田村などの古名にや、一説に球玖は球麻ならんと云ふも、玖と麻は相まやまらん形状なし

大畑

人吉の南なる村落にして、今開村と合併し、藍田と改む、人吉より大隅の加久藤吉田に赴く通路にあたる、オホコバに大畑の字を充てしは、畑をコバに假る事、其故を知らず。

征西戰記云、六月人吉陷り、賊軍尙大畑村に據り候衛を置る、山田少將は先別働第二旅團の防禦線を球磨川の北部に定め、右翼線を紅取山第三旅團と聯絡を取り、左翼を川の東南に延き、日州の通路を扼す、時に第三旅團、佐敷より大口に出るの險要に占據し、一時地方而守備を要せざるに至りしを以て、其哨線を左轉するを得、田野大[illegible]は人吉より大口に出る間道にして、賊兵之を伺ふの報ありければ、一時地方面の警兵は直に之に備ふ、六月十二日、部署の第二第三第四方面の一齊に進擊を行ひ、遂に大畑を拔き、賊兵饭野越、加久藤越、吉田越の三道に走る、器械彈藥糧食を獲ること無算、少將之を見て黒川大佐をして長驅窮追せしむ。

西村郷

和名抄、球麻郡西村郷。○今西村と云ふ、一武村も本郷の屬地なるべし、人吉平原の中央にして、球磨河南岸の田野を占む、人吉町の東一里半。

東村郷

和名抄、球麻郡東村郷。○今の面田、上村、深田村等なるべし、西村の東に接し、同じく平原の沃土を占む、郵便局の設は、上村の東里に在り

（上村）
[illegible]外史云、蓮佛公第四子、頼村食邑上村、因氏焉、而其後世爲上村城主。

深田

地學雜志云、岩屋銅山は、人吉町の東北四里なる、深田村にあり、黄鐵銅及黄銅鑛の混合鑛なり、主要なる鑛床は、深田川の枝流なる水準以下にあり、浸水を防ぐと、他の鑛山に多く其類を見ざる所にして、亦本山の一病徳たり、一ケ月の產銅十二萬斤計りにして、鑛質は其最も善良なるもの、銅七分にして平均五分に相當

すと云ふ。

白髮嶽(シラガ)　上村の東南なる大嶽にして、其南に狗留孫嶽特起す、海面上凡千四百七十米突と測算せられ、肥日州界の高峰とす、嶽北の水は免田川と爲り球磨に入り、嶽南は岩瀬綾南の二水、實に宮崎大淀川の源とす。

皆越(ミナコエ)　白髮嶽の東に坂路二條あり、一は上村皆越村より、岩瀬川の水源小林縣に出で、一は久米村槻木村より、綾南川の水源木[illegible]に通ず、此等は丁丑役の戰場とす。

征西戰記云、六月、人吉の東方面は、官軍專守勢を取りて之に備ふ、椎葉越、米良越、槻木越、皆越、狗留孫越等を要所とす、初め皆越口は球屋前面の山に防禦して、耳取山の賊と對峙せしが、地形我に不利あるを以て、十二日、中村中佐小白髮高畑の二路より兵を進め、耳取の嶺(凡百五十)を掃攘す、午後に至り賊該嶺、耳取及賊有と爲る、狗留孫越は山徑最險、老樹叢茂く山蛭人を惱ます、官軍尚之を守り、要所を置きて固く扼守す、七月一日、曉霧の間に賊襲起り、賊の一隊高畑山に迫る、高島少佐敵の來襲を聞き、元別府より馳せ至る、賊已に[illegible]あ、白髮半腹の一隊と共に大野山に向ふ、球屋村亦火煙揚る、皆越阿相[illegible]の守備皆其の破壞する所と爲る、少佐退きて敗兵を免田川に集め、二中隊を得、力戰遂に至り球屋を復す、是日賊兵我に四面し、須木より突進して、一擧人吉を窺はんと欲せし也、夕に至り官軍增援隊至り、同朝六中隊を以て皆越恢復を謀る、二日皆越高畑山に戰ふ賊漸く拒ぐ、三日又戰ふ、賊高畑山を棄てゝ耳取山に退く、官軍仍ち進して奮闘、又耳取を陷る、賊備中を顧[illegible]するに暇なく、蒼皇として須木に走る。

久米郷(クメ)　和名抄、球磨郡久米郷。○今久米村、宮原村(國原と改む)多良木村、須惠村、黑肥地村等是なり、人吉平原の東端を占め、北に岩野江代の一山谷あり、東嶺は米良越にして、南嶺は須木(槻木越と云ふ)に通ずる險坂とす。

多良木(タラキ)　久米の西に接する一村なり、相良系圖に「賴景、建久四年、源賴朝賜肥後國球磨郡多良木庄、因而來居食邑、以降稱氏號多良木家」(國志)とあれば、舊邑なるを知るべし、又島津師久正平九年の書狀に、

當肥後國求麻郡凶徒、須惠多良木に同國凶徒菊池河内以下致合力、一色少輔孫三郎殿被楯籠城郭、皆來合戰、

(史徵墨寶所收)

(須惠)

さあれば、當時の多良木氏(須惠(スエ)は多良木の隣村なり、井に相良氏の族黨ならん)は南朝宮方なりしを知る。○求麻外史云、建久四年、幕府擢賜蓮寂(賴景)公、求麻郡多良木庄、遂徙而居焉、後又並食湯前湯山江代三村、安貞二年、以多良木授長子長賴、卒葬于免田山、繼室須惠村女、同葬、按公所館之墟、今謂之東前、永仁六年、建寺曰青蓮寺、又云、蓮佛(長賴)公第二子、曰彌五郎賴氏、食多良木、是於始有上相良號、而平原、新堀、深田、岩崎、黑肥地、岡、鍋倉、井口、乙益九氏、稱之上相良之小苗字、賴氏築鍋城而居焉、其子六郎賴宗、井食久米村。

宮原(ミヤバル)　鑛泉志云、宮原村、舟川の炭酸泉は、溫七十八度、田圃の傍より涌出し、浴室一所、湯槽を設く、人吉の東四里。

湯前(ユノマヘ)　今湯前村と云ふ、久米村の北東なる山村にして、人吉より日向兒湯郡米良に赴く者は、湯前の一里山を踰ゆるを常とす、鑛泉の涌出する所あれば、湯前の名あり。

岩野(イハノ)　今湯山、江代と合同し、水上村と云ふ、球磨河の源に居り、東西三里、南北六里の山谷を占む。市房山、江代山の山脊南北に走せ、日向の椎葉米良と相隔離す、北は五家、西は五木、共に重嶺の阻あり、人吉の東北六里餘。

市房山(イチフサ)　岩野の東、湯山の民家より登路二里三十町と稱す、山東は即米良谷なり、此山近時九州第一の高峰なりとも稱せられ、測量者の言に依れば、千八百六十米突とす、蓋祖母嶽の下と云ふ。○市房山の西麓、湯山村に鑛泉あり、溫九十六度、天然の石槽を以て浴場とす、人吉を距る十里、險惡の地なれば、往浴するもの少し。

江代(エシロ)　水上村の奥にして、岩野の北四里、阿蘇郡馬見原、臼杵郡椎葉より人吉に通ずる山路は、椎葉の不土野より江代に出づ。丁丑役に、薩人[illegible]木に敗れ東走し、矢部、馬見原より轉して人吉に入る、戰記に、四月下旬、西鄕隆盛兵二千を從へ、從與八人を以て之を導き、椎葉山を踰ゆと云ふは即此也。

征西戰記云、五月廿九日、五家庄の官軍江代に向ふ、其一隊は此夕を以て古屋敷より發し、潛行して[illegible]を過ぎ、卅日午前四時賊壘を襲ふ、賊防戰時を移し、遂に潰散して江代村に退く、已にして中村中佐[illegible]を督し、江代村に迫る、敗賊此に止り、舊壘に據て防戰す、中佐[illegible]緊突進を令し、又之に克つ、翌卅一日[illegible]に[illegible]、岩野の我哨線を襲ふ、即[illegible]擊して岩野に進む、七月一日、黑肥地湯前の地方を偵察し、大久保原に[illegible]く、時に人吉に黑煙漲に上り、其陷るを知る、人吉已に不守す、椎葉米良の山路は、守勢を取り、五家江代[illegible]山より、白髮嶽に至る一線は、特に守備を厚くせんことを要す、然れども山谷十數里、增兵の策なり、山田少將曰く、今大[illegible]より加久藤飯野の逆擊に際す、割きて米良椎葉に增すべきの兵なし、已むなくんば一策あり、乃湯山以左の人民を諭し、引て我線内に入れ、暫之に衣食を給し、火を放て該地方を燒き、賊をして進んで據るべき所なからしめ、以て我線を縮むべし、彼若し五箇庄に出でば我別に方策あり、況や八代地方には官軍の警備するあり以て慮ふなす勿れと、中佐苦辛防守、放火を見ずして止む。

日向國

日向國　九州東南の地にして、南北に長し、其沿海頗平夷の曠野あり。山脈西北を繞りて、豐肥の國界は尤峻險なり、其支脈は五箇瀨、美々、大丸、一之瀨、大淀の諸水を貫行して、皆東方に降下す。面積凡五百方里、今八郡に分ち、縣治は宮崎に在り。

日向は和名抄比宇加と注し、五郡に分つ、後世其那珂宮崎二郡の境域しば〳〵紛更す、建久八年、日向國圖田帳已に郡規の移動、院庄の盛大を見るべし、諸縣郡に起れる島津御庄の如き、屬邑を隅薩二州に置きて、諸縣と號す。戰國に至り島津伊東の二家雄を競ひ、天正の末年に至るまで爭鬪止まず。

地誌提要云、建武中興、島津貞久薩摩日向の守護を兼ぬ、初め鎌倉府伊東祐時を以て國中の大庄の地頭に補し、島津氏土持氏と相並ぶ、足利尊氏の反する、祐時の玄孫祐持及び土持榮宣等皆之に屬す、尊氏畠山直顯を以て守護とし、來て穆佐城（諸縣郡）に鎭せしむ、正平五年、祐持の子氏祐、直顯と共に足利直冬に應じて官軍に屬し、島津氏と戰ふ、既にして和を講ず、十三年肥後の菊池武光來り伐ち、大に直顯を破り、三股城を拔く、十六年島津貞久直顯を逐ひ、悉く諸縣郡を併す、應永中氏祐の子祐安勢漸く强大、島津氏を破て赤江川南北の地を取る、寶德三年、將軍義政祐安の孫祐堯を以て守護に補す、祐堯遂に土豪十二家を滅し、宮崎郡を取る、是に於て土持宣綱（榮宣五世の孫）臼杵郡に據り、島津氏亦諸縣郡の數城に據て相持し、本州の地三分す、文明十七年、祐堯の子祐國那珂郡を畧し、島津氏の兵と戰て敗死し、其孫義祐に至て島津氏と兵連て解けず、永祿四年遂に飫肥城を取る、天正五年、島津義久大擧來り侵し、都於郡陷り義祐及び其嗣祐兵出て豐後に奔り、地皆島津氏に歸す、土持親成（宣綱五世の孫）亦島津氏に歸す、六年大友義鎭來攻して土持氏を滅して其地を取る、既にして義久兵を分て大友氏の諸侯を陷れ、全州を併す、云々。

日向は即向陽の義にして、古史に「筑紫日向」と云ふは蓋西海道（筑紫洲と云ふに同じ）の總號のみ、或は筑紫洲を四面に分ち、南方を襲國（熊曾と云ふに同じ）と唱ふ、後の日向大隅薩摩等は實に襲の域内とす。

古事記云、筑紫島、身一而有面四、毎面有名、故筑紫國謂白日別、豐國謂豐日別、肥國謂建日向豐久士比泥別、熊曾國謂建日別、（按に肥國以下に誤錯あるごとし、釋紀に「古事本紀曰、肥國謂建日別、云佐渡島」とあるに參照するに、建日別は其實佐渡を謂ふ、今の舊事本紀には「肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別、次熊襲國謂建日別」とつゝけたり、然らば古事記の原文は當に「肥國謂速日別、日向國謂豐久士比泥別、又熊曾國」とあるべき歟、舊事本紀の次熊襲國の四字も次佐渡島とあるべき歟）又云、伊邪那岐大神、到坐竺紫日向之、橘小戸之阿波岐原、而禊祓也、（橘小戸は今筑前國に舊蹟を傳ふ）又云、邇々藝命、天降坐于竺紫日向之、高千穗之久士布流多氣、（高千穗は今大隅に舊蹟を傳ふ）又云、伊波禮毘古命、即自日向發幸行筑紫、（これは日向と筑紫と對比の二國と爲せるもの）

景行天皇、襲國の亂を討平し、國人御刀媛を容れ、皇子豐國別を生む、國造本紀に「日向國造、輕島豐明朝御世、豐國別皇子三世孫、老男定賜」と錄し、（諸縣郡參看すべし）書紀には「天皇幸子湯縣、遊于丹裳小野時、東望之、謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號其國曰日向也」釋紀「引日向國風土記曰、大足彥天皇之世、幸兒湯之郡、遊於丹裳之小野、謂左右曰、此國地形直向扶桑、宜號日向也」とさへ述ぶる所あり、日向の名は其邦域のほゞ定まれるは此時に在るべし、襲國の稱謂之より漸く廢す。國郡制置の際、日向國は筑紫七國の一たり、（此時未た薩摩大隅なし、續紀、大寶二年四月、令筑紫七國及越後國、簡點采女兵衞貢之）尋いで唱更國、及薩摩、多禰の國名出つ、和銅六年に至り、日向四郡を割き大隅國を置かる、日向の境域頗減少す、明治二十九年、南諸縣郡の地亦割きて大隅に入る。

按ふに、推古紀の御歌に、

まそがよ、蘇我の子等は、馬ならば臂武伽能古摩、太刀ならば句禮のまさび、云々

日向の古訓はヒムカなる事明白なり、日向駒は延喜式に都野馬牧、また三代實錄に大隅の馬牧の事見ゆ、是等を謂ふ、今も荒野に放牧する者多し、又大同類聚方、日向藥「私註曰、高千穗藥共云、是也、大伴宿禰守傳之奏焉、」と見ゆるは、臼杵の高千穗にや、又噌唹の高千穗にや。

書紀通證に「古諺相傳言、伊勢日向之物語、則天造草昧之初、東西兩國之談、蓋亦多矣」と述べ、吉田兼具の語を擧きたり、曰く「伊勢や日向の神なれど、皆はおなじかるへしと云ふは、此事也」云々、加茂眞淵は論じて、「伊勢や日向の物語とて、これらの國人の一所に寐たりけるが、其魂のうつり變りてければ、伊勢人は日向に、日向人は伊勢に行きたりと云ふ舊事のあれば、その事をやひがことと云ふらん」と定む、日向記と云ふものには、日向國都萬大明神は伊勢の女にておはす、歌に「日向なる伊勢をの妻の五十鈴川萬代までも流れたえせず」と曰へり、妻の神夜な夜な伊勢より日向に通ひ玉ふ也、されば伊勢と日向と云事を、此に「よみかへりの魂入りかはりて、伊勢の魂日向のものに入たるを」伊勢や日向と云

ふなり、云々、(日向雜記)。今按に、此說は我神代の舊事を誤解するに、日向の事と伊勢の事が、交互に入りかはりて、後世より觀察して、識別し難きを覺知せしむるにあらずや、豈[illegible]の神話[illegible]と雖、此伊勢や日向の消息に至りては、いかでか遍知するを得ん。○日向後拓修して日州と云へり。

(日州)

臼杵郡

(東臼杵郡)

臼杵郡

日州の北偏なる大郡にして、五箇瀨、耳川の二山谷より成る、今之を橫斷して、東西の二郡と爲す。其東郡は二町十五村、延岡、細島等、海濱なる大邑を管治す、西郡は肥後に接する深山高原の地にして、高知尾、椎葉と呼ぶ。(高知尾の西部、鞍岡三箇所の二村は、今本郡の所管なれど、馬見原と隣接するを以て、本書之を肥後阿蘇郡に係けたり)

臼杵は延喜式に見ゆれど、六國史に其名なし、和名抄宇須岐と註し、四鄕に分つ、古風土記の逸文に、臼杵郡知鋪鄕の天孫降臨の事を傳へ、神代史の一證據を存せり。

(市振)

古江

今市振宮野浦と合同し、北浦村と云ふ、本州本郡の東北隈にして、豐後南海部に接する海濱なり、此浦の南に島野浦と云ふ島あり、其島陰を市振灣と云ふ、延岡の東北六里。

水路志云、市振灣は水深六尋、乃至四尋、南に島野浦島橫はり、好避泊處たるべき形狀あれども、底質多くは石礫或沙礫なるを以て、投錨に宜しからず。

島野浦島

今南浦村に屬す、其陸岸を大字熊野江と云ふ、島中民戶二百あり、水路志云、是日向沿海の一大島にして、南北凡一海里、東西一海里半、東側及南側は大斷崖にして、南側附近暗礁散布す、島の西側に一小港あり、港内水深、八尋乃至六尋、能く諸風を遮斷す、小艦の如きは入泊するを得べし。

三川内

今古江に併せられ、北浦村の大字たり、古江の北に一嶺を隔て、北川の支源に位置し、山中の一部落なり。

此孤村は南海部郡佐伯より延岡に通ずる山徑に當るを以て、丁丑の役、薩人の據りて防守せる所なり、三川内の東北三里に赤松峠あり、即豐日間の大路にして、國界は此に當せらる。

北川

水名にして、又村名なり。此水は豐後大野郡重岡、小野市、木浦の諸溪を集め、南流四里にして本郡に入り、三里餘熊田驛に至り、三川内川を合せ、可愛嶽の東麓を繞り、三里にして東海浦に注ぐ。今本郡の川内名長井の二村を合せ、又北川と云ふ、熊田は川内名に屬し、延岡重岡間の山驛なり、驛の北梓峠の西に、硯材に供する石を產す、赤谷石(俗に延岡石)と云ふ。

熊田

延岡の北三里餘、(豐後國界を去る三里)小驛なり。

明治十年八月十六日、豐後口の官軍、重岡、三川内、古江の諸路より熊田長井に入る、敵抗拒少時にして、勢已に窮蹙し、火之谷に退保す、十七日、豐後口の司令長官谷少將、本營を熊田に移し、赤谷より可愛嶽を繞り、祝子川に哨線を張る。

長井

延喜式に載する本州の首驛にして、豐後の小野驛を承けたり、今熊田の南一里、(今北川村大字)可愛嶽の麓に在り、丁丑の亂に、賊將の退保せる營柵地なり。

第二旅團は八月十六日拂曉、可愛嶽の一峯若屋に於て、賊營對面の一峯(長井村の山上)に在るを見る、乃一溪を隔て砲戰夜に入る、十七日戰未收まらず、此夕西鄕桐野等、其衆を長井に會し謂て曰く、丈夫寧ろ死せず、[illegible]潰し盡る後何の顏る所あらんと、衆皆之を然りとし、遂に死士六七百、(即奇兵隊)及び他隊同[illegible]等を以て、前中後の三軍に分ち、貴島清其前軍に將たり、而して隨ふ者僅に三十名、鎗を携へ[illegible]を負ふて先導す、[illegible]、樵夫も未だ至らざる處を攀ぢ、[illegible]行し、可愛嶽八木山、及び宮谷山の嶮隘を經て賊出す、銃を携ふる者僅に三四十、餘は皆刀を帶ぶ、一行中傷に乘る者二名あり、西鄕は浴衣を着け短刀を腰にし、桐野は[illegible]を持へりと云ふ、十九日拂曉、我偵兵を派して賊の虛實を探らしむるに、可愛嶽及び八木山の諸壘、賊屍狼藉、[illegible]なる者、多くは皆首級なし、或は薪を積て之を焚くあり、或は地に埋むるあり、或は刃を銜み死するあり、或は馬屍に枕して斃れたるあり、或は溝溪に投して死するあり、其數を概するに凡二百五十、(其傷[illegible]千に上る)と云る。(征西戰記)

(長尾山)

可愛嶽

北川、東海二村の間なる峻嶺にして、頂上は西北方山に連亘し、其南端は斗絶して長尾山と云ふ。北川祝子川の二流、其左右を流れ、長尾の麓にて相會す、東海浦即此とす。此山は延岡の直北二里、形狀頗偉なるを以て、地方の鎭山と稱せられ、上に可愛祠あり、相傳へて神代紀の可愛山と爲す、(按に日州の可愛嶽、薩州の埃宮址、并に此地、皆江浦あり、可愛の名義蓋此に基つく、此なる江とは東海浦を謂ふのみ、又古言エは可愛の字義にも通ず、然れども神代紀の古陵にはあらじ)

征西戰記云、今地勢を觀るに、賊の右翼長尾山は、此間に在て最も高く、其山脈東南に延し、一は延て東し小梓越、堂ヶ坂あり、漸東して漸低く、長井川に至て盡く、川に沿ひ山麓を繞て北すれば、長井熊田等の數村落あり、即賊巢なり、(堂ヶ坂より熊田まで二里許)其一は南に連

（稲葉崎）

なり、其山尾稲葉崎の西に至る、此山麓より長尾山頂に至る二十町許、路頗険阻にして山は皆童なり、第二旅團の據れる稲葉崎（イナバサキ）は小梓越堂ケ坂と相距る南北約十餘丁、其間は田圃なり、稲葉崎の西端より長尾山に至るの間二三の村落相連なり、長尾山麓の西は山谷にして、祝子山は長尾山と對峙し山脈相連なる、本團の軍稲葉崎の丘に起り、右は第四旅團に接し、左は一の高山を占む、八月十五日中村中佐（近衛）河北少佐と相議り、右翼を堂ケ坂の東に挺出する山端に進め、機を見て左翼を小梓越に進めんと欲し、河北少佐右翼隊を率て八幡社傍に至り、使を第四旅團に馳せ、無鹿（ムシカ）の山は該團之を取らんことを約す、

（無鹿）

山田少將は□□を以て樫山に登る、山縣參軍□て至る、山川中佐高島少佐等□至り方面兵を指揮す、賊將野村少佐□山の前面に在り、將に右翼を進めんとするに、賊大挙稲葉崎に向て來り、半は刀を揮ひ、半は發射し、一隊又□子山より迂り我左翼に迫囲するの勢あり、云々、正午戰決し、官軍之に克つ、其夜官軍□□山谷に宿し、黎明なること白晝の如し、十七日、第二旅團は烏越嶺長井山の對壘未た決せず、賊將利秋夜を冒し精兵を率て長井村より上り、屢々來て壘に薄る、我兵拒戰、殺傷□數、□賊將既に咫尺の中に肉薄し、一朝此險を失へば復た爲す可きなし、故に決死して我と爭ふ、此夕第二第一の兩團は、明朝の進撃を部署し、諸隊皆動く、三好少將野津少將亦共に火之谷の營を發せんとせしに、午前四時三十分、一聲の英式喇叭、一發の小銃と共に、忽然牙營の上（可愛嶽の絶頂）に起り、賊にして喊聲四起、□□□□、刀光共に進み、一は第二旅團の營を祈り、一は左右守線□□營を撃つ、其勢風雨の如し、事不意に出つ、我軍狼狽、左右守線爲めに截斷せられ、牙營は□衛兵若干、□□□將校下士數名のみ、兩少將自ら起て之を督戰し、銃□□□團、三たび之を卻く、然れとも□□□する能はず、三好少將は岡本中佐と共に僅に身を以て火之谷に避くるを得たり。

祝子（ハフリ）

（祝川）

今東海の大字にして、可愛嶽の西谷なり、其溪水を祝川と云ふ、傾山の南に發源し、東海湾に注入す長八里。小字濱砂は可愛嶽の直下にして、上流三里許に在り、十年八月十八日、西郷が可愛嶽に攀ち、祝川（ハフリ）に降るや、此に出て更に西臼杵川に向ひ進走す。

東海（トウミ）

淺水湾の名にして、今村名と爲り、川島、大武、稲葉崎、□野名等の大字あり。北川北より來り、祝川西北より來り、此村落を挾みて淺水湾に入る、洲嶼數多あり。五箇瀬川は延岡の市街を貫き、東海湾の南偏に入る、故に此湾を延岡湾とも云ふ、一に遠見（トホミ）に作る。

岡富（チカトミ）

（方財島）

今岡富村と云ふ、祝川の南、延岡に接し、東海湾に臨む、方財（ハヤサイ）は本村に屬す、南方より突出して、東海湾を擁護する嘴なり、丁丑の役、延岡可愛嶽の降虜數百人を、一時方財島に移送監禁したることあり。

宇佐大鏡云、岡富別符、無調田卅八町、所當地□物、田色五十六石、畠色五十六疋、田率絹廿一疋、染代絹十疋、絲布一反、綿布四反、□□十□、押領千□、件別符、以臼杵本庄之内荒野、立別符、令開發畢。○往昔本州に八幡宮領の多かりし事は、同書に

日向國臼杵田、玖佰□拾伍町、臼杵宮崎御田、井長井淫浦、上宮及政所佐分、名田六箇所、但近來被定之所、少々有之、宰府證判云、千五百卅九町七段十代、本田百八十二町三反、所當物、新加納田千八十町四反十歩、田色米町別二石定、新□英田二百七十七町、□色町別二疋定、保延四年、國□□之、云々。

英田郷（アガタ）

和名抄、臼杵郡英田郷。○今延岡附近の邑里の舊稱なり、此地後世まで縣庄の名あり。延喜式に、傳馬、長井、川邊、刈田云々と見ゆ、川邊（カハノベ）は

（川邊）

英田郷の五箇瀬川の渡口の一驛なりしを知る、後世其名を失ひたりと雖、延岡と見て大差なかるべし。

今岡富村に阿賀多神社あり、蓋英田郷の首村とす、又同邑に台雲寺あり、禪宗、寛永中僧安月再興とぞ。○縣庄（アガタ）は、建久八年當國圖田帳に、宇佐宮領千九百十三町の内、臼杵郡

（縣）

縣庄百三十町　富田庄八十町　地頭故勲藤左衛門尉

岡富庄八十町　辨濟使土持太郎宣綱

と見ゆ、故勲藤某とは、伊東家の祖工藤祐時を指す、日向記に日向四箇庄云々とあるに合ふ、宇佐大鏡に據れば、此宮領は天平御封の臼杵郡陸拾伍煙と云ふに當る。○日向纂記、欽明帝時、土持氏の祖に當國を賜ふ、居城を縣莊に構へ□□、清和天皇の時、參河國に移りぬ、其後三百年間は當國は高千穗の三田井家より政務を執行へり、保元二年、土持氏再び日向國を賜はりしかば、參河國より縣に還住して、支族次第に國中に蔓延し、之を日向記に土持七頭と云へり、建武二年伊東祐持伊豆より日向に下りて、都於郡に居城を建てられし後は、土持家と互に婚姻を結び、□□□□の好み深かりしが、□□□□て財部諸縣宮崎の土持家は、伊東より攻滅され、唯縣の土持氏ばかり殘り、天正五年十二月、伊東氏□□□落し、明る六年四月、縣の土持家も亡ぶ（土持氏は本州の舊家なれども、舊記の言ふ所は、頗備はらず、一說に日下部姓にして、部領の家筋と云へり、又伊東の一門にも縣氏あり、門川□□の祖なり）

延岡（ノベヲカ）

今延岡町と云ふ、五箇瀬川の末、東海湾の頭に在り、東臼杵の郡治にして、舊城下の邑とす、戸數一千三百（宮崎を去る二十二里）延岡港は即東海湾なり。水路志云、延岡港は東海山の險岸、其北角を爲し、沖嘴方財島の北端と相對して港口を成す、其間さ凡一鏈、內部は擴延して數川の注口となり洲渦多し、大水ある毎に

層其河口の幅を狹めず、又其口狹く水淺く、且波濤高く潮流急にして、入港頗困難なり。

征西戰記云、八月十二日、別働第二旅團は進て宇納間に至り、十三日第一旅團は杉樹峠等を保畧し、遂に曾木に入り、川を渡り猪野村を占め、又一隊は清水を經て堂下村を定め、延岡を距ること凡二十丁許の地に陣し、延岡左翼の山に哨兵を置き、十四日各旅團と合して三面より攻擊す、海軍、清輝日進丁卯鳳翔諸艦も、亦豐日間の陸地を砲ち、大に賊勢を挫折せり、是に於て第二旅團及び別働第二旅團の先鋒は山道より、第三第四旅團及び新選旅團の兵は海岸門川より、同く延岡に入る、夫れ賊は連戰連敗の餘なれば、守禦を築くも心力を竭すに暇なかるべきに、此戰門川の壘の如きは、堅固無比人をして驚愕せしむ、延岡の敗るゝや、賊は熊田地方に走る、我軍右翼は第四旅團別働第二旅團及び新撰旅團、左翼は第一旅團を以て之を追躡し、第三旅團は延岡を守る、是日午後、第四旅團は直ちに大武村に進み、餘賊を擊て之を破れり、十五日も昧爽より開戰し、第四旅團右翼は川の下流を遠見に渡り、正面は無鹿村後の山を奪て其賊を逐ひ、別働第二旅團の右翼は無鹿の山、正面は堂ヶ坂、左翼は長尾山を奪ふ、時に正午十二時なり、本日は賊魁隆盛利秋の輩自出て指揮し、悉皆豐後口の兵を召還し、軍の精鋭を盡して戰ふ、蓋本役最期の大戰とす。

延岡(ノベオカ)城址

延岡町の西なる丘阜に倚る、五箇瀨川其分して之を周匝す、縣庄司土持氏の舊壘にして、豐太閤統一の時、(天正十五年)高橋右近元種を封ず、慶長十八年元種事に坐し除封、(五萬石)有馬左衛門佐直純之に代る、元祿五年、三浦壹岐守明敬、正德二年牧野備後守成英、延享四年内藤備後守政樹、(七萬石)子孫世襲して王政革新に至る。

豐薩軍記云、土持彈正少弼親成は日州半國の領主にて、大友の麾下に屬しけるが、天正六年、叛逆の聞ありて、大友勢三万、梓と矢河峠との兩所よりぞ押向ふ、右陣志賀親教は梓より攻入り、白石と云處に陣を取、折節土持が居城松尾に狼煙のぼりければ、先つ橋岸と云へる要害を攻取、松尾の城を打圍む、城中防戰叶はず、大將土持相摸切腹す、親成は行縢の要害に居りしも、是も攻落され、親成は生捕と爲る、大友勢郎汝見(シホミ)、日知也、門川まで領地と爲したり。

伊形(イカタ)　(土士呂)(遠見岬)

舊伊福形に作る、イフカタと訓めるにや、延岡の南恒富(ツネトミ)村に接したる海村なり、大字土士呂(ドトロ)を以て小驛と爲す、土士呂の東に小半島あり、遠見(トホミ)御埼と云ふ。建久圖田帳、島津御庄寄郡之内、臼杵郡新名五十町、浮目七十町、伊富形十五町、大貫十二町、云々、伊富形は即此地とす、新名、浮目今詳ならず。

水路志云、遠見岬は延岡港の南五海里許、東に斗出せる顯著の險岸角なり、其山頂は高さ八七〇呎、遠見山と稱す、此角の近傍に數個の洗岩及露岩あり、其大なるものは松濤と稱し、距岸凡二鏈に位し、岩岸險峻にして、上に稚松蒼茂す、埼の北側に赤水村あり、小艇寄泊すべし。

五箇瀨(ゴカノセ)川

源を阿蘇郡(鞍岡村貨木山)に發し、西臼杵郡に入り、東向して篠戸、日影、綱瀨の諸渊を合せ、本郡に來り、南方村に至り、南北に分派し、延岡の舊城市を囘繞し、再相會して東海港に入る、長凡二十三里、其下游北方村瀧下(タキシタ)以東は、滑舟を泝達すべし、此間凡七里。

行縢山(ムカバキヤマ)

延岡の西北三里、南方村の一峰にして、可愛嶽の西に弁立す、山中に飛泉洞窟あり、其洞を秘密岩屋と稱し、種々の傳說あり。

曾木(ソギ)

延岡の西三里半、北方村の大字にして、山驛なり、十年の役、八月十三日、第一旅團曾木を取り、延岡に進入す、又曾木より南、中山速日嶽の隘路は、宇納間田代の諸村に交通す。

曾木慈眼寺に、近代見鼎と云ふ奇僧あり、文久の頃、勤王の大義を唱導して、多く書生を薫陶したり、後吏の捕治する所と爲り、慶應二年獄中に死す。

瀧下(タキシタ)　(綱瀨川)(鹿川)

曾木の西三里、五箇瀨川の北岸にして、綱瀨(ツナセ)川此に於て本流に會す、瀧下は一名城(北方村の大字)と云ふ。

綱瀨川は鹿川山に發源し、南流凡六里、其間に瀑布を出す山あり、日平(ヒノヒラ)と稱ふ。鹿(シカ)川は祝川と其源頭の山嶺を一にす、十年の役、八月十八日、薩軍の可愛嶽の重圍を突出するや、祝川より鹿川に向ふ、廿日昧爽、鹿川の淵を絕り、更に西嶺を踰え、日影川岩戸村に走る、星夜兼行、狼奔豨突、眼中に險阻なし、官軍數萬の衆を以て、之を捕捉する能はざりき。

(速日嶽)

東西臼杵の郡界は、綱瀨川、並に瀧下の南岸なる高峯速日(ハヤヒ)嶽の西澗を以て相限る、速日嶽は北方村と宇納間(北郷村)の間に跨り、東は中山、西は諸塚山に連る、一名二子山。

大貫(オホヌキ)

今南方村に屬す、建久圖田帳に、宇佐宮領「冬奴木田十町、辨濟使故宇佐大宮司公通宿禰後家」とあるは此なるべし、同書島津庄寄郡の下には、大貫十二町とす、按に宇佐大鏡に臼杵庄北郷と云ふ名あり、今の北郷村にはあらず、北方ならん、臼杵庄六十九町九段者、國司昔原茂貞任、治曆二年、封入廿人之代、臼杵郡内北郷荒野、差四至進宮、立券之間、所開作也、所當米物米百石、雜物絹四十二疋、油四斗三升、相撲五人、駒五疋、鮎十桶、押鮎千隻、云々。

刈田(カタ)鄉

和名抄、臼杵郡刈田鄉。○今詳ならず、恐らくは門川(カドカハ)富高の諸村なるべし、延喜式に之を驛名と爲したり、門川は刈田川の謂にて、後世水名と爲し、又村名に遷れるならん、延岡の南三里餘

門川(カドカハ)

水名にして、又村名なり、伊形村の南にして、尾末瀨に臨む、其水流は速日嶽の西南に發し、宇納

(末尾)

黒木(今北郷村と云ふ)を經て尾末灣に入る、尾末は又門川村の小字なり、日向伊東の一族に門川氏あり。日向纂記云、伊東祐時の七男、九郎左衞門尉祐景、母は千葉氏、此人を門川殿と云ひ、子孫は縣庄を領知す。○水路志云、尾末灣は、遠見岬と、細島港の北側を成せる陸舌との間にして、東に面す、灣口廣さ一海里半、灣入二海里、南北に擴延すると凡三海里、灣内に乙島及竹島の二嶼あり、互に相距る七鏈、灣の中央の南北に對峙す、灣の西側は概略沙濱にして、庵川、加草、小原、尾末、鵜埼、及幡浦等の數村各處に散在す、此内尾末は稍大にして、戶數三六〇餘あり。

宇納間

門川の水源なる山村にして、今異木入下と相併せ、北郷村と改む、南は西郷(田代)と分水嶺を隔つ、十年の役、官軍田代より此に入り、竹木延岡に進侵せり。

富高

今富高村と云ふ、延岡美々津間の大邑にして、其驛所を新町と云ふ、新町の東一里に細島港あり、此地は德川幕府の時、西國郡代(豐後日田に居る)の出張陣屋ありし處にして、日向公料地の支配を爲せり。征西戰記云、八月二日、一報あり、方今豐後口の賊營は熊田に在り、島津啓次郎之に居る、他に巨魁なし、日に糧二十斐を以て、長井川より糧食を輸し、之を松葉に送る、延岡細島美々津には傷者充滿せり、本月一日の夜、轎に乘り都濃より富高新町に向て來る者二人あり、一は西郷、一は桐野なりと、又一書を得たり、「諸隊盡力の故を以て、既に半年の戰爭に及び、勝算目前に相見得候、折節兵氣相衰、終に窮迫餘地なきに至れり、就ては兵の多寡强弱に於ては、敵と差違無し、然るに今日の時機に至り候儀、實以て遺憾の至りに候、敵に於ても此機に乘し、必進擊可致に付、今一層憤發致し、退歩の念慮を絕ち、一歩なりとも進て斃盡し、後世の恥辱を不殘、覺悟此時と明らめ候に付、一統憤勵致候樣、御示教可被賜候也、八月五日、西郷吉之助」と、八日、別働第二旅團の一隊、山陰村より急に富高を襲ひ之を取る、時に大雨諸澗水漲り、田野に横溢す、耳川の北岸の賊之を見て來攻す、官兵孤立援なく、又糧食を缺く、殆と重圍に陷る、已にして賊北走し、耳川南岸の諸旅團二日を後れて富高細島に入る、官軍是より細島に運輸事務を爲す。

鹽見

今富高村の大字とす、建久圖田帳に「彌勒寺領、鹽見平十五町、右臼杵郡内、領家八幡別當、地頭土持太郎信綱」と載せたり、富高三十町も之に同じ。

日知屋

今富高村の大字とす、富高新町の東にして、細島港と相隣接す。天文二年九月、伊藤武藏守が子、左兵衞佐叛心して、徒黨を催しよせ來たる、諸將在國難叶なりゆき、上京可有覺悟にて、三城まで退き給、日知屋と云ところより出船可有用意の處、鹽見、日知屋、門河、財部、山陰、田代以下の侍ども、祐清の調味方落合をもよほし、弓削民部少輔談合して、左兵衞佐を亡すべきはかりごとを廻らしければ、祐清安堵をとげ、同十一月十六日歸城す、頓て大膳大夫に任じ、義祐と改名す、伊藤入道これなり(島津家譜)、

細島

今細島町と云ふ、舊富高村大字日知屋の屬邑なりしが、今別立す、戶數五百、宮崎を去る十七里、日州第一の良港なり。水路志云、遠見岬の南西四海里、東方斗出の一高角の中間に、口を開きたるを細島港とす、其幅凡三鏈、北東に面し、北側の山脊は稍平坦にして、南側に米野山(六三〇呎)あり、顯著にして海上廿海里内外より見るを得べし、細島町は其山下に在り、人口三三〇〇餘、總て漁業に從事す、此港は漁船絕えず寄泊するを以て、運輸交通最便なり。○玄與日記云、文祿五年閏七月、近衞樣との浦より細島へ御着被成候、細島にてあかたの高橋九郎可然士を附置て、御旅の調侍りぬ、廿三日に曉天御出船にて、豐後國の内かまへと申浦へ行向。

耳川

西臼杵の椎葉村に發し、本郡に入り田代を過ぎ、山陰に至り坪谷川を容れ、東流三里半、幸脇村に至り海に入る、其海口南岸に美々津町あり、水源を去る凡二十里。征西戰記云、八月初旬、別働第二旅團將に進で耳川を踰え其上游より細島を取んとす、夫れ耳川は其源二あり、一は七山西北の山谷に發し、一は肥日の國境國見岳胡麻山の邊に發し、又近傍溪壑の水悉之に注ぎ、山陰村に至て坪谷川と相合し、川絡頗濶く、直に東して海に入る、其海口の南岸に美々津驛あり、其北岸より二里半餘に富高新町あり、新町の東半里許の地、海角に突出して灣を成す、是を細島と謂ふ、船舶の碇泊する所、魚鹽の利饒し、凡日州の海岸、港灣の以て汽船を碇泊するに足る者は、獨此あるのみ、故に賊嘗て堡壘を築き守兵を置き、海陸の衝擊を防ぐ、而して今や佐土原高鍋に連敗せしを以て、將に退て耳川の險を阻し、南下の官軍を支へ、新町細島を守らんとす、八日、官兵遂に富高に入る、而て耳川下游、美々津屯在の諸旅團は、大雨暴溢にあひ、九日まで渡川の術に苦めり。

山陰

今坪谷と合せ東郷村と云ふ、耳川の上游なる山谷を占め、富高の西二里に在り、神門村に通ずる山路は此谷を經由す、山陰を也末介と訓む、舊唱也末加介ならん。

(谷坪)

丁丑の役、八月初旬、別働第二旅團の諸隊、神門、渡川、尾鈴山の三道より坪谷山陰に向ふ、坪谷に鉛鍋の鑛山あり、賊之を採り軍用に供すと聞き、六日坪谷に至る、賊四百人山陰に走る、七日、中村中佐耳川の暴漲を横絕し、山陰に進む、賊竄逸、中佐長驅して遂に富高に至る。

田代(タシロ) 山田の西北なる山谷を占め、今西郷村と改む、北は宇納間、南は神門、共に一嶺を隔つ。

神門(ミカド) 今東郷村、[illegible]川と相合し、南郷(ミナミガウ)村と云ふ、此山村は[illegible]大瀬川の水源にして、臼杵を其流域と[illegible]、[illegible]山田代の西南に接するを以て、本郡に入り、[illegible]と云ふ、[illegible]米良南山谷の間に介在し、最幽僻の地なり。

(鬼神野) 丁丑の役、別働第二旅團、八月二十日を以て、渡川に至り[illegible]、神門に進入す、米良谷より來集したる也、十八日、[illegible]の可愛嶽より脱走するや、廿日を以て、椎葉山より神門に入り、官軍の[illegible]西郷[illegible]所[illegible]る、在[illegible]中に留り、西郷は直ちに[illegible]にして將官の[illegible]を[illegible]、太刀を[illegible]べるを省たりと云、是夕[illegible]は中村中佐の人吉口を守るを知り、雨を衝き米良谷に向ひ急行す。

(山浦) 當國[illegible]に
臼杵とは縣高千穗また臘見日知屋(ヒチヤ)門川山陰山浦(ヤマウラ)
山浦とは、今の南郷のことなるべし。

智保郷(チホ) 和名抄、臼杵郡智保郷[illegible]　○今西臼杵郡高千穗、上野(カウノ)、岩戸附近の地を曰へり、五箇瀬川の上流にして、北に[illegible]、南に[illegible]山峙つ、又高千穗皇神社あり、大[illegible]方に、日向[illegible]、又千穗[illegible]、大伴宿禰家守傳之泰[illegible]云々と、見ゆ)

(西臼杵郡) 考古云、西臼杵郡は東方海岸に至らんとするも、其後、[illegible]後の地に出でんとするも、共に山險を越えざるべからず、[illegible]の如き形状にして、石器時代人民の部落をなせし地方なり、今日遺跡遺物の數多發見せらるるも、又理なきにあらず、想ふに三田井地方の石器時代の人民は、東五箇瀬川に沿て日向の海岸に往來し、西北山險を越えて肥豐兩地に至りしならん、形跡は歴歴指示するを得るなり、[illegible]に此地は大隅の[illegible]の高千穗に同く、天孫降臨の説を傳ふ、古風土記云、臼杵郡内智鋪(チホ)郷、天津彦火瓊々杵尊、天降於日向之高千穗二上(フタガミ)峯、時天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言、皇孫尊、以御手拔稻千穗爲籾、投散四方、必得開晴、時如大鉗等所奏、搓千穗稻爲籾、投散之、卽天開晴日月照光、因曰高千穗二上峯、後人改號知鋪(釋紀幷仙覺抄)霧島の高千穗と幷考すべし。

(知鋪)(二上峯)

高千穗(タカチホ) 今立てゝ村名とす、大字三田井、向山、押方の三あり、中世高知尾(タカチチ)荘と稱せり、阿蘇文書、文中三年「日向國高知尾庄、上村冬野東三所」とあり、又正平四年「向州高知尾庄一[illegible]者、日向山内之[illegible]附參候了」とあり、尚之よりさき、建長六年鎌倉殿[illegible]の下知状に、「[illegible]野山嶺、日向國高知尾庄作[illegible]、進士五郎高[illegible]、與地頭高知尾三郎政重、相論[illegible]々」(集古文書)と。

(高知尾)

高智保皇神社(タチホノスメ) 今三田井の南、槵觸(クシフル)山に在り、二上神社とも稱し、天孫瓊々杵尊を祭る、(神祇志料)續後紀、承和十年、無位日向國高智保皇神奉授從五位下、三代實錄、天安二年、日向國從五位上高智保神授從四位上(大隅の高千穗[illegible]山を參考すべし)延久圖田帳にも、高智尾社八町を[illegible]萬宮領と註するは本祠にや、又十社明神にや、今詳にし難し。

此皇神社は、古風土記の傳説を承けたる舊祠にして、霧島の高千穗の外に、上古の傳説を託せる一名跡とす、然れども近代の諸書に、本祠隱れて十社明神(ジフシヤミヤウジン)[illegible]顯れ、鬼八法師の妻阿佐羅姫が、天神に再嫁して九子を生みたる怪談を宣ぶ(日向見聞錄日向記等)世の信用を害するや大なり。

(十社明神祠)

きしんしたてまつる、しやう一大みやうしんへ、ひうかのくにたかちをのしやう、かみのむちのうち、ゆのきのなしもの等事、右たかちを十社大みやうしんの御主宗重、子々孫々にいたるまて、たのさまたけなくりやうちすへき也(中略)

建武元年十一月　　定[illegible]

三田井(ミタヰ) 今高千穗村と云ふ、山中の大[illegible]にして、西臼杵郡の治所なり、延岡を去る十三里、馬見原(肥後國境)を去る三里半、石器時代の遺[illegible]、并に天孫の古事を傳ふる所(高智保皇神、二上峰、四皇子峰、天岩戸等)あり。

三田井氏は肥後[illegible]方[illegible]に出づ、[illegible]子政[illegible]この三田井村に移り、遂に三田井を氏とし、又高千穗[illegible]を[illegible]す、其子孫世高千穗を領し、[illegible]の土豪と[illegible]立て、日向の[illegible]族たり、永祿年中の[illegible]主を三田井政[illegible]と云、伊東[illegible]に[illegible]せる十三族の一なり、天正十五年、高千穗[illegible]に封せし時、高千穗迄を併せて[illegible]ける、此時高千穗の領主を三田井[illegible]武[illegible]守」と云ひけるが、大に[illegible]て云、我[illegible]は[illegible]以來[illegible]を[illegible]せしに、如何なれば今高橋氏に與へらるゝや心得かたしとて、多勢を以て要害に支へ、合[illegible]度に及びけるが、[illegible]して、三田井家滅亡(日向[illegible]記)[illegible]云、四月下旬、[illegible]を[illegible]するに、矢部濱町及び馬見原より、三田井を經て日向に通れ、或は[illegible]地方より人吉に走る、且[illegible]高千穗の間、土地[illegible]、道路[illegible]、民家二三戸或は六七、山[illegible]の間に相依り、田疇を以て[illegible]し、[illegible]を食ふ、殊に[illegible]の如きは、[illegible]他郷の[illegible]を[illegible]ち、[illegible]本人民之を稱して別世界と爲す、故に賊の此方位に出る者は、[illegible]を[illegible]み野に臥し、辛苦以て人吉に達せりと云ふ、五月廿五日、官軍田原三箇所の[illegible]より三田井に[illegible]る、廿五日[illegible]潰走す、乃三田井を[illegible]ふ、[illegible]七折[illegible]に[illegible]る、六月下旬、第一旅團の[illegible]を三田井に移す、六月廿一日、西郷[illegible]野等三田井を過ぎ、[illegible]を[illegible]ふて去る。

四皇子峰(シワウジ) 此古跡は日向國[illegible]、并に[illegible]記に、鵜草葺不合尊の四皇子(五瀬、稻飯、三毛入野、狹野)に[illegible]ると云ふも詳ならず(但五瀬尊の名は、五箇瀬の古[illegible]イツセに

起るとも云)人類學會雜志云、三田井に高天原と四皇子の峰といふ二ッの小高き地あり、頂上に樹木繁生す、此邊石鏃石斧の破片散亂す、五箇瀬川水底は盡く堅石にて、兩岸とも絶壁なり、絶壁より落る水ありて其下に凹みたる池あり、大さ二反歩もあらむ、水の深さ一尺餘、其中央の小高き島に、石の小祠あり、霰取蟲島といふ、三田井村には鵜葺不合尊の御墳といふ者もあり、すべて此邊多く穴居の痕跡(堅穴)并に古墳の如きものを散見すべし。

岩戸(イハト) 三田井の北、岩戸川の谷なる一村なり、水源は祖母嶽、尾平山に發す、南流六里にして、五箇瀬に入る。人類學會雜志云、岩戸村の鎭守に祠あり、岩戸神社といふ、川の北なる氏神の社と共に、一神主の所管なり、近年上記(ウヘツフミ)といふもの、神代字を刻みたる石も此に藏す、此社の裏なる川の向ふ崖は甚高く、樹木繁生す、其間に天岩戸といふ穴あり、奧行き五間幅十間程あり、此所より五丁許下流に三十間程の石張出したる所あり、天浮橋といふ、此邊に横穴あり頗大なり、土俗之を蝙蝠穴といふ。

七折(ナナヲリ) (宮水) 三田井の東、五箇瀬川に臨める村落にして、宮水新町の二小驛あり、共に北岸にして、宮水は日影川の口に當り、新町は綱瀬川の口に當る。丁丑の役、薩人已に三田井を失ひ、宮水(ミヤミヅ)に退き、六月一日、日影川を阻し、大楠、中村、大菅等に堡壘を起す、是より抗守日夜、七月に至り、賊兵大に增加し、巨礮を用て官軍の進路を遮斷す、蓋銃を一方に發し、其後口を潰さんとするに似たり、此時賊は概延岡に轉遷し、日々兵を諸口に派遣し、器具の銅鍋に係る者は、皆收めて彈丸に鑄造し、農兵を團結する益衆し、或は曰ふ十隊合計一萬五千に上ると、七月二日、五箇瀬川南岸の賊壘を拔きたりと雖、敵は宿岬川新町に據り、日影川を阻して抗戰す、八月に至り、賊勢頓に衰へ、官兵新町を取る、十日十一日連捷、遂に綱瀬川を渡り、菅原の堅壘を拔く、鹿川發木つゞいて陷る。

諸塚(モロツカ) (七山) 山名にして、又村名とす、諸塚山は三田井の南嶺にして、其南麓を七山(ナナツヤマ)家代の二村とす、耳川の一支源此に發し、西に實木山あり、七山家代を合せ、諸塚村と改む。丁丑の役、賊徒の脱走を爲すや、八月廿二日三田井に於て把馬軍を豐後路に發し、他其路を隱して七山に入る、時に官兵田代家代(イヘシロ)に出づ、賊之を避け椎葉より神門に走れり。(田代は東臼杵に屬し、家代の東南に接す)

實木山(ハウヤ) 七山の西なる大嶽にして、椎葉村の北に當る、嶽東南の水は耳川の源と爲り、西北の水は五箇瀬川の源と爲る。

椎葉(シヒバ) (須那) 諸塚の西南にして、耳川の源頭を占む、山谷方六七里にわたり、實木、胡麻、??の諸山を??す、其西界なる江代內大臣の諸嶺は、肥後の??五家(ゴカ)庄に界す、??町の地方と相界る。大字下福良の??と、大字大河內の中山に郵便局あり。日向纂記云、天正五年十二月、伊東三位の一門、米良の山中へ落行かる樣最哀れなり、總て米良山中は在家も少ければ、食物を求むべき樣なし、宿舍のあるに入て一宿ありしに、面々は具足を着しながら、雨に濡て夜を明す、十四日神門(ミカド)村に着せらる、此邊は代々奈須氏の領地なり、當主奈須右近將監義貞は、當家に屬し三位公の恩顧を受しかば、心を盡して小豆飯に菜羹、鷄の??物を供へける。○續西遊記云、肥後五箇庄に連りて、那須(ナス)と云所あり、是も同く平家の人々の隱家とぞ、此那須につゞきて椎葉(イツキ)山など云所、皆昔の落人の隱家の跡なり、予人吉にて那須の人と親く交りしに、其人の先祖も此那須の名家にて、相良家那須部入部ありしより、出て御客分になりしが、終に頽て家臣となり、仕へ來ると也。

(不土野) 求麻外史云、慶長七年、先是、米良山民與椎葉山民爭事、訟諸大坂、黑田片桐連署、與書相良氏曰、米良椎葉兩山、肥後國內則屬之足下、日向國內則屬高橋氏、時椎葉山土豪十三部、又爭事、訟訴九年、而未決、元和五年、江戶幕府命相良氏、代山民、八月十七日、相良氏招山民十人誅之、二十一日、發兵從江代至不土野(フドノ)、川口、斬二百餘人、山中悉平、乃取途米良而歸、後明曆二年、以椎葉山、比相良氏部內、稱支配所。○丁丑の役、四月廿二日、肥後の濱町より、二千餘兵を率へ、椎葉山を越え、人吉に赴く者あり、竹田に乘じ、大窄八人之を率く、即西鄕なり、五月中旬、官軍人吉に迫り、中村中佐兵を出し、五家庄より椎葉那須の山中を警戒す、廿一日中佐向山の賊を擊ち、椎葉山に進軍す、此に於て江代淵脇實木の諸山に哨線を畫き、三田井の旅團を??絡す、其地たる亂山??の中に在り、險峻比なし、肩に??、??を??す。

氷上鄕(ヒカミ) 和名抄、臼杵郡氷上鄕。○今詳ならず。

兒湯郡

兒湯郡(コユ) (湯子) 臼杵の南にして、大丸(オホマル)川一之瀬川の巨流あり、今十五村に分ち、高鍋を治所とす。本郡は景行紀に子湯縣と見ゆ、天皇熊襲征伐の時、行宮を造かせられし處也、後は本州の國府亦此に在り、與侵には古庾郡に作る、和名抄古由と註し、八鄕に分つ、後

に至り那珂郡於部夜開の二郷を併す、今俗ゴユと唱ふ。

米良（メラ）　（所村）

今東西の二村に分つ、一之瀬川上游なる山村にして、東西一里、南北六里の嶺谷を占む、北は椎葉（臼杵郡）西は球磨（肥後）南は須木（諸縣郡）に至り、嶮嶂を以て相限る。其西米良には上米良、板谷、村所小川（ムラショ）等の大字ありて、村所を首部とす。東米良（ヒガシ）は銀鏡（シロミと訓む）尾八重（オハヘ）の大字あり、且妻町（ツマチ）より村所に至る十里、聚落は大抵一之瀬川の北方に散在す、米良石と稱する硯材は上米良に産す。

米良は徳川幕府の時、米良主膳と號する領主あり、球磨の相良家に依附し、而も小藩の君に准して、交代寄合の列に[illegible]したり、もと僻陬の寒山なるを以て、封土は無高と稱す、最特異の例とすべし、明治維新に至り、米良は美々津縣の管治に歸し、尋いで兒湯郡の隷村と爲る。求麻外史云、慶長六年、米良小右衛門附庸相良氏、五年一入謁於幕府、爲恒例。

丁丑の役、別働第二旅團の第一方面兵、七月の初旬を以て椎葉より米良に進軍す、別に一隊は須木より米良に入る、十二日村所官軍に歸はる、南守の敵一千、皆一之瀬川に沿ひ東に走る。征西戰記云、八月十八日、西郷軍[illegible]を出り之を戰し、廿六日鬼神野神門を過ぎ、轉じて山道を左折し、渡川を經て銀鏡（シロミ）に入る、時に數日の大風雨、粮食續かず、日暮に道を失ひ寒霧山を[illegible]し、我兵追躡意の如くならず、二十六日遂に米良の小川に入る、其一轉二轉、五轉六轉して此に至る者は、一に我兵の在る所を避け、無き所に出るが爲めなり、此時に當り渠れの志す所は我背後なる高鍋、若くは佐土原地方に出んとするに在るか、人吉に出んとするに在るか、將た南軍の中央に出んとするに在るか、一も知る可らず。（銀鏡）

石堂山（イシダウ）　西米良の北にして、球磨界なり市房山（一八二〇米突）と相望み、一溪を隔つ、直立一六八〇米突。

穗北郷（ホキタ）

和名抄、兒湯郡穗北郷。〇今上穗北（カミホキタ）村是なり、米良の山口に位置し、一之瀬川の中游に跨かる、大字穗北、南方等の名存す、高鍋の西三里。

穗北の郊野に古墳五十餘所あり、南方にも數所あり、三宅の西都原に接せる地なれば、是等皆同時代の遺跡なるべし。日向記に平島三郎太郎資通は、田島庄司たりしが、其子二郎資平は串門郡司と爲り、三郎資成は穗北郡司と爲る、建武の亂に穗北郡司は將軍方たりし事、見ゆ。

調殿（ツキドノ）　建久圖田帳云、調殿十六町、宇佐宮領、地頭前掃部頭殿と、今上穗北村に屬す、宇佐大鏡に、宮崎庄三十三町九反之内、調殿七町二反、臼杵庄□十九町九反十代之内、調殿三町卅代など見ゆる、いづれにかあたる、租納の殿舍の議とす。

三宅郷（ミヤケ）

和名抄、兒湯郡三宅郷。〇今下穗北村是なり、大字に三宅存す、上穗北の南に接し、妻町、右松、清水等の大字あり。

（西都原）日向纂記云、兒湯郡より諸縣郡本庄、及び宮崎の地に、古墳纍太多し、路傍原頭幾何あるを知らず、大[illegible]を丘を成す、大小高卑百千を以て算すべし、中に最[illegible]すべきは、穗北の三宅村なる、西都原（サトバル）の二山陵なり、隆起して平原の中に並び峙つ、其高壯巍々として仰く可し、其巓青松數百株を生す、之を望めは嶄然たる一山岑なり、其東北なる一陵は其形圓、高五丈四尺、周圍三町四十五間、四方環らすに壕溝を以てす、溝幅八間、其外面に高五六尺、幅九間三尺の堤塘を環らす、其周圍六町四十八間、土人は是は瓊々杵尊の陵なりと云ひ傳ふ、其西南の一陵は相距る四十五間、高四丈八尺、其形瓢に似たり、縱長一町十二間、横之に稱ふ、周圍四町四十五間、四方は亦環らすに壕溝を以てす、其幅廣き處は十三間、狹き處も八間に下らず、土人は之を木花開耶姫の陵なりと云ひ傳ふ、今遍く諸國の山陵を熟檢するに、此くの如き大なるは多く見ず、此二山陵より東に距る五六町許、原中に鬼の窟と呼び做す者亦[illegible]然たる古陵なり、隆然として四かに築き、高二丈四尺、周圍一町十八間、其南隅崩缺して陵脚に一窟を露現す、窟内深五間三尺、但し窟の口三間は高五尺五寸、廣さ六尺、其れより内二間半は高七尺、廣八尺、其上下左右皆巨石を疊みて之を築く、上を覆へるは皆幅六尺餘の巨石なり、土壘を築て其四方を環らす、壘高九尺、厚四間、周圍二町二間、其内外の經營を考ふるに、其制頗る精密なり。〇人類學會雜誌云、西都原は西に遠山を望み、東は丘壟斷續し、低く日向洋を望む、都萬神社を西に距る僅二十數町に過ぎず、其原中四五十基の古墳、近きは數十間遠きは六七町を隔て、散在し、又土器の破片所々に見る、其古墳に[illegible]偉壯麗なるもの二基ありて[illegible]せり、土人は之を男狹穗塚、女狹穗塚と名く、更に東南に距る六七町に鬼窟あり、室に入りて土壤を堀りて之を檢するに、下に美麗なる黃色の土を敷き、其上に徑一二寸より四五寸までの扁平なる小石を敷きつめ、之を塗るに朱を以てせり、又土器の破片なども存す、此他鬼窟より南六七町に姫塚（[illegible]）あり、男狹穗塚より西北八九町に事勝の塚あり、其[illegible]の窟と相似たり、其他諸古墳、飯盛塚等なほ多し。

都萬神社（ツマ）　（妻萬宮）　（妻町）

今下穗北村、大字妻の[illegible]木原に在り、妻萬宮（サイマン）と云ふ、或は日向總社と呼ぶ（[illegible]名所考同地理纂考）、續後紀、承和四年官社に列り、延喜式に載す、兒湯郡の妻神なり（[illegible]料、建久圖田帳に、妻萬宮九十八町と錄す）。〇妻町は小市街なり、十年の亂八月一日、官兵米良佐土原兩道より妻町に入る、一兵の支ふる者なし、二日、一之瀬川を渡り高鍋に向ふ、北岸拒守の賊兵[illegible]て警散す。

史學雜誌云、景行帝紀、十三年夏五月、悉平襲國、因以

居於高屋宮、己六年也、十七年春三月、幸子湯(コユ)縣、遊于丹裳小野(ニモノヲノ)、時東望之、謂左右曰、是國也、直向於日出方、故號其國曰日向也、此日、陟野中大石、憶京都、而歌之曰、瀰遇利能夜摩能(ヘグリノヤマノ)云々、丹裳小野は管內志曰、三宅村內に丹花寺と云所あり、大王馬場南のはづれにあり、大石あり長六尺許、横三尺許ありき、三宅村は倭名抄三宅郷にして、後國府所在の地なれば、地勢當に此邊に在るべし、瀰遇利能夜摩は歌意、大和國平群郡諸山を指す、而て倭名抄兒湯郡平群郷を載せ、三宅郷の南覩於郷の西北にして、今平群村存す、蓋後世天皇歌詞を取り、此郷に名づけしなり。

國府(コフ)址

今詳ならず、三宅の大王馬場は遺址とおもはる、一說佐土原と爲せど、和名抄に日向國府、兒湯郡と爲せば、佐土原(今那珂郡田島郷)にあらん理なし。國郡沿革考云、日向府は府址、蓋妻町、殿(ツキドノ)三宅村の邊に在るべし、即三宅郷なり。(都殿は今上穂北村に屬す)

延喜式、日向國、中、管五郡、行程上十二日、下六日。

枕冊子云、御めのとの大輔の、今日日向へ下るに給はする扇どもの中に、片つかたは日いと花やかに指出て、旅人のある所、井手の中將の館など云樣、いとをかしうかきて、今片つかたは雨甚降りたるに、ながめたる人など書たる、

茜さす日にむかひても思ひ出よ都は晴れぬながめすらむ。

重之集云、ひうがの國にこき引の松あり、枝に波のよするを見てよめる、

白波の寄繰糸をにすげて風に彈くか琴引の松

國分(コクブ)寺址

今下穂北村三宅の大王馬場の東に、五智堂の字遺る即此也、謂ゆる五智如來を安置せる所とす 此堂の南に印鑰神社あり、即惣社にや、其供僧を丹花寺と云へり。(兒玉實滿圖說)建久圖田帳云、花藏院領六十町、地頭土持太郎宣綱、國分寺田二十町、法元寺田二十町、尼寺田十町、安寧寺田十町、右兒湯郡內。

福野(フクノ)神社

三宅大王馬場の北に在り(兒玉實滿圖說)建久圖田帳に、妻萬宮領神田廿五町、福野宮神印三太夫保仲官とある是也、國覽一に福野に作り、日向國府の總社の鎭守にやともたまはる、日向纂元集云、三宅府中、福野社。

清水(キヨミヅ)

今下穂北村の大字なり、三宅の西に接す、建久圖田帳に、妻萬宮領兒湯郡清水社六十町、前司國高とある是也。

右松(ミギマツ)

今上穂北村の大字なり、三宅の東北にて、妻町に近し、圖田帳に、公領右松保田代廿五町、地頭土持宣綱とある、即此とす。

兒湯(コユ)

延喜式本州の驛名に見ゆ、蓋和名抄三宅郷の地にして、即驛名は郡因なり、按ふに古代兒湯に官倉を置かれしより、更に三宅郷と稱し、驛名にのみ兒湯の名の殘れるならん。○豐薩軍記云、天正八年、島津歳久兒湯の郷に押寄せ、[illegible]は兒湯より南の方二里を隔て、島津の陣より後へ一里計に在りにける、歳久は兒湯の川上打渡り、高城の敵城を攻めけるが、急に拔き難しとて、中の郷杉浦と云處まで引退きけり。

三納(ミナフ)郷

和名抄、兒湯郡三納郷。○今三納村大字三納存す、三宅郷の西に接する山村なり。建久圖田帳、妻萬宮領三納郷四十町、島津御庄寄郡百二十町、地頭掃部頭殿

平群(ヘグリ)郷

和名抄、兒湯郡平群郷。○今三納村に入り、大字平群存す、三納の南なり、按ふに平群の實境は、今の三財村を籠めしを、中世三納に混同したるにや、再考をまつ。瀰遇利の山と歌せる事、景行紀の御歌あり、丹裳小野と相參考すべし、蓋此地の名を、大和の京邑の平群の、偶然相同かりしに就きて、郷思を寄せたまへる也、

はしきよし、吾家の方ゆ、雲居たち雲、夜摩苦(ヤマト)は國のまほろ、たゝなつく、青垣山、こもれる夜摩苦し、うるはし、命のまそけむ人は、たたみこも瀰遇利の山の、白檮が枝をうずにさせ、此子。(釋紀云、凡此歌意者、大和國者、日本之奥區也、代々帝皇都于彼國、實第長久也、景行天皇即以都彼國、移殖平群山之白檮、可榮之由也、哉欽思邦歌乎)

河原江(カハルエ)川

三納村の西、嶺之鼻山に發し、西南流三納平郡の間を過ぎ、鹿野田(カノダ)に至り荒武川と會す、長六里、即一之瀨川の一支源なり。

三財(サンサイ)

三納の西なる山村にして、荒武川此山谷に發し、東流す、三財村は其西北界は米良に至り、南界に諸縣郡八代諸村に至り、皆山嶺險阻を以て相限る。

覩於(ト)郷

和名抄、兒湯郡覩於郷。(今都於郡(トノコホリ)村是なり、(覩は戸郡に作る)三宅平群の南にして、荒武川を隔つ、東は佐土原、南は八代に至る。

建久圖田帳云、前齋院御領、田代二百七十八町、

平郡庄百町　地頭預所右馬頭殿實時

藤太別庄二十町　名主重直

久目田八町　淺官倉地頭宇都宮所信房

都於郡百五十町　地頭土持太郎宣綱

都於郡(トノコホリ)

今村名に轉す、建久圖田帳に「前齋院御領田代二百七十八町內、都於郡百五十町、右地頭土持太郎」と載せ、伊東氏後之に據有す。荒武川は三財山中に出て、本邑荒武(アラタケ)を過ぎ鹿野田(カノダ)に於て河原江川と會ひ、南東流二里にして佐土原に至り、一之瀨川に入る、鹿野田は圖田帳に見ゆ(都於郡を都於郡と云ふは中世以來の訛稱也)豐薩軍記云、伊東義祐は三州大守と稱し、兒湯郡鹿野田郷都於郡の邑に居城し、田島新田富田等に柵を構へ、野

尻高春の兩道を塞きて薩州に備ふ。

戸郡城址（トノコホリ）　都於郡、伊東氏の故城とす、或系圖に據るに、伊豆國工藤一﨟祐經の子、左衛門尉祐時、建久九年日向國の地頭職を賜り下向す、其諸子分れて州內郡鄕の領主と爲る、

祐時
- 祐朝　早川次郎左衛門
- 祐綱　伊東三石三郎左衛門
  - 祐盛　號稻荷
  - 祐賴　號木脇
- 祐明　田島七郎左衛門
- 祐氏　長倉八郎兵衛
- 祐光　伊東八郎左衛門尉
  - 祐宗　伊東六郎左衛門
    - 貞祐
    - 高祐　號三石
    - 祐行　號深歲
- 祐景　門川九郎左衛門
- 祐世　稻荷十郎
- 祐頼　木脇刑部左衛門
- 某　〓町主
- 祐照　伊東院主法印

祐持　香夜叉丸　建武二年賜氏　賜都於郡三百町　正平三年卒　氏祐―祐安―祐立

祐堯―祐國―祐尹―祐光―義祐

日向古紀云、正平三年、伊東六郎祐持卒去、都於郡の城は守永下野守祐氏（伊東藤內左衛門祐廣の子）擅に押領せり、其頃當縣那珂村の住、故祐持の子虎夜叉丸下向の事ある由し、正平三年十二月虎夜叉丸京都より日向に下向あり、供奉の人々は、一族長倉祐に稻津落合湯地川崎を始として、宗徒の衆二十五人なり、斯くて海上恙なく上の口（今の細島ならん）に入船ありければ、先つ日知屋に腰をかけられ（腰かけ石とて今にも猶有と云）其より荒武が計を以て、虎夜叉丸を祐氏の婿となして和睦調ふ、虎夜叉丸は後に氏祐と改む、又云、伊東家は三位義祐公の時に至り中絶す、公の重臣福永丹波守は兼て島津家に心を通しけるが、天正五年十二月、島津義久大軍を率して野尻城に着陣、國中大に亂れて鼎の沸くに異ならず、或は吾家に火をかけ、或は居城に楯籠り、心々に撰離されければ、三位公名殘惜しくも佐土原の城を落ちにける、一門の人々もおくれて都於郡を立出て給ふ、（伊東祐兵飫肥へ復封せらるゝ事、飫肥の條に詳なり、又日向國の條下に見ゆ）

黑貫寺（クロヌキ）　都於郡村大字岩爪（イハツメ）に在り、眞言宗の古刹にして、寺傳に大慶元年開基と曰へり、寺內に高屋行宮址あり。

高屋行宮址（タカヤ）　景行紀云、熊襲反之、不朝貢、天皇遂幸筑紫、到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮、又云、天皇悉平襲國、因以居於高屋宮、已六年也、於是其國有佳人、曰御刀媛、則召爲妃、生豐國別皇子、是日向國造之始祖也。

史學雜志云、地理纂考に、國人の說を引き曰、兒湯郡都於鄕に黑貫寺と云へる寺あり、其境內を高屋行宮の跡なるよし傳へ云ふと、是に因て按ずるに、十七年紀に幸子湯縣云々と見えたれば、此地やがて高屋行宮にやあらん。

（岩爪は佐土原の西一里、三宅（舊府址）の南二里。

（岩爪）

高城（タカジヤウ）　今椎木と合同し、木城（キジロ）村と云ふ、高鍋の東二里、大丸川の畔なり、（高鍋の西北一里半）此邊和名抄の何鄕にあたりしやを知らず、椎木の西に比木明神社あり、日向纂記云、天正六年八月、大友宗麟三萬五千の兵を率し、臼杵城を出馬ありて、日向國牟志賀（ムシカ）に着陣す、程なく五萬餘人の着到あり、九月十五日、先陣は美々川を渡り、百町原の北なる穗付山に陣取、十月二十日、豐後勢悉く着到しければ、高城の四方に五ヶ所の陣を張る、高城の城主は山田新助有信と云ふ大剛の者なるが、島津家久千餘人を以て之を援く、此時豐後勢若一時に詰懸なば落つべかりしを、此城をば只兵粮攻にせよとて徒に日を送れり、島津義久は之をきゝ、後詰せんとて、十一月上旬佐土原に着陣あり、兵庫頭義弘は都於郡に、右馬頭行久は財部に陣を取らる、大友は之を聞て高城の寄手を美々川まで引かせられ、宗麟は豐後に大旗を立て、天正十四年、豐臣秀吉薩摩征伐、伊東祐兵は御道案る十年より、豐臣家に事へ、每々麾下に在しける故、此度は黑田官兵衛の手に屬して、同年九月より九州に下り、十五年四月六日より、新納院高城に五十一箇所に陣を取る、祐兵は案內者として先陣に進まされば、黑田官兵衛と共に祐兵も日向の出迎へ、五月七日、島津家降服ありて、祐兵も日向の内にて本領を賜はる。

去飛（イメトビ）　今詳ならず、延喜式の驛名にして、兒湯府の間なるべければ、高城などの地形にあたる、又不詳（生田氏遠田日記云、設置、道路溢澤、自高鍋以東、石并、樹村稀、平野漫々、只觀橫林雷葉、檜梅紅實耳、採美々津、人家櫛比、清冷處河水、海濱遂到松與々、爲物產之一云。

都野鄕（ツノ）　和名抄、兒湯郡都野鄕（○今都農（ツノ）村、川南村是なるべし、高城の北東にして、山道の間なる小平野を占む、延喜式に日向國都野馬牧と云ふは、今都野村の牧內山にあたる歟。都農村は小驛にして、高鍋美々津の間に位置す。

（都殿）

都濃皇神社（ツノスメ）　今都農殿村の一宮明神即是なり、此神は續日本紀、承和四年官社に預り、十年無位都濃皇神授位の事見ゆ、延喜式都野神社と錄し、後世本州の一宮たり。一宮記神名帳頭注等に、此社は大己貴命を祭ると爲す、然れども三代實錄、天安二年幷に承和兩度の紀文にみな高智保皇神霧島神都濃神江田神と相幷ぶを見れば、天孫を祀れる古廟にあらずや、神社志料は曰ふ、一按、續紀に、昔國司都濃の神人を驅役する事を怒りて、國中に疫癘起りて、人多く死失さと云ひ、續日本後紀に國人疾病を憂ふる者、此神に祈るに、神驗ありと云るを、書紀に合せ考へて、彼醫藥の法を定め給ひ、又崇神帝の世に此神の

(吐乃峯)

祟りありしにも由ありて聞ゆ」云々。

塵袋并に塵添壒嚢抄云、日向國古俣郡に吐濃峯と云峰あり、神おはす、吐乃大明神とぞ申すなる、昔神功皇后新羅をうち玉ひし時、此神を請し玉ひて、御舟に乗玉ひて、船の舳を護らしめ玉ひけるに、新羅を伐取て歸玉て後、韜馬峰と申所におはして、弓射玉ひける時、土の中より黒き物の頭さし出けるを、弓はずにて掘出し給ければ、男一人女一人ぞ有ける、其を神人として召仕ひけり、其子孫今に残れり、これを頭黒と云、始て掘出さるゝ時、頭黒くてさし出ける故にや、子孫はなろびりけるが、疫癘に死失せて、二人になりたりけり、其事をかの國記に云へるは、日々死盡、僅残男女兩口と云へり、此は國守神人を駆り仕ひて、國役に從はしむる故に、國神怒をなし玉て、あしき病おこり死にける也、是を思へば、男女なも口とは云べきにこそと覺る也、吐濃大明神は韜馬の峰なふに、必いやし玉ふとかや。(今按に韜馬峰は都萬の峰にや)

尾鈴山

都農村の西三里、大丸川の東に峙つ、山の北は臼杵郡坪谷山陰の谷なり。○征西戰記云、八月三日、官軍美々津に向ふ、別働第二旅團は遂に高城より尾鈴山の陰を占據し、神門の兵と相應し、美々津河の上流より高城を衝かんとす、尾鈴山は峻嶺にして、其脈東西に馳すること數里、鬼神野より山陰を經て細島に通ずるの道、此山北に在り、是時、高鍋高城地方の[illegible]賊耳川を渡て退き、川を阻して防禦線を建つ、東は耳川の海口に起り、神門に達る。

(美彌)

美美津

今美々津村と云ふ、或は耳津に作る、耳川の海口にして、本郡の北界に當り、高鍋を去る七里、戸數五百。明治維新の初め、美々津に縣廳を置き、日向半國を管治したることあり、(明治五年六年の交)幾もなく廢す。此地は延喜式に美彌驛を記し、古より官道之に通し、海陸の小要衝とす。水路志云、耳津の海上には露岩あり、長さ凡半海里、河口を距る凡一海里半、若くは二海里にして、濱と平行す、此礁の背後に和船の泊地あり、耳津以南は沙濱一線、加江田崎に至るまで屈折なし。

(耳津)

日向纂記云、美々津は神武天皇東征、御乗船の湊とぞ、今も此地の風俗、毎年八月朔に、天皇御船出の日なりとて、家々に餅を製して祝ひ奉る、其日東雲の時より、人々起き出てて、港の民家の前を、おきよおきよと呼びあるくを以て恒例となせり、美々津は古名御津とも曰へり、立磐神社の境内なる御腰掛石も、神武帝此にいこひ給へるを傳へり。(今按、美々津の古名御津と云ふは例の牽强なり。)

日向纂記云、豐後勢は天正六年十一月、美々川の北岸に陣を張りければ、薩摩方は美々川の南岸に陣取、大友家の先手、吉弘[illegible]は縣の牟志賀に使を立て、宗麟へは[illegible]美々川まで寄られ候へと云ひ遣しけれども、田原紹忍は其頃牟志賀に在すべしと申し送る、九日には豐後方の軍勢美々川を夾んで合戦あり、十二日、豐後の[illegible]喚き叫んで、薩摩陣に懸かゝる、固より必死と定めたる[illegible]なれば、北勢も烈しく見えたりける、然るに大友家運の盡きしにや、紹忍味方の[illegible]色に成たるとは見ずして、薩摩の馬印の西へ向きて出るを、敵の此方へ進み來るかと心得て、[illegible]夜更に退けける、島津右馬頭行久は積入の備へなりしが、時分は好しと打てかゝる、(日向記)紹忍は是に仰天し、手下の士卒狼狽敗走す、大友家の大將吉弘齋藤、佐伯田北、吉岡臼杵等を始め六十餘人、伊東の大將以下四十餘人の打死とぞ聞えける、十三日には豐後勢門川に引退く、紹忍は牟志賀まで逃け來り、敗軍の由を述ければ、宗麟聞て十四日には豐後に引取ける。○丁丑の役に、賊軍耳川の北岸に防禦す、八月四日官軍美々津を取りしかど、濟川の策なく、隔水對陣、九日に至る。

大垣郷

和名抄、兒湯郡大垣郷。○今詳ならず、或人大垣を多加紀と訓みて、今の高城にあてたれど疑ふべし。

韓家郷

和名抄、兒湯郡韓家郷。○今詳ならず、加貝伊邊とよむべきにや、高山寺本には韓宅に作れり。

大丸川

臼杵郡神門村の西椎葉山に發し、南東に流れ、石河内を經て、高城に至り下游と爲り、高鍋の蚊口浦に於て海に入る。長凡二十里、一名蚊口川と云ふ。

高鍋

今高鍋村と云ふ、戸數九百、名邑なり、往時は秋月氏の城市なりしが、廢藩後、本郡の治所と爲る、宮崎を去る七里、大丸川の下游南岸に近し、其海口を

(蚊口)

蚊口浦と云ふ、泊舟の便あり。

高鍋城址

村西に遷れり、天正十五年、秋月種實筑前より此に轉封せられ、三萬石を食す、世襲して維新に至る、丁丑の亂に、士族坂田諸潔以下賊軍に投じ[illegible]、八月一日、官兵佐土原妻町二道より高鍋に入る。

於部郷

和名抄、那珂郡於部郷。○今上江村、高鍋村なるべし、於部は後世訛りて上江となれるならん、(高山寺本之を物部に作る)高鍋の北西に接す、上江に古墳二十許、其大字持田にも四十餘ありと一統志に見ゆ、日向纂要に、於部は財部の誤りならんと曰へり)

(上江)

高日

即今の高鍋なるべし、釋紀所引日向風土記云、宮埼郡高日村、昔者自天降神、以御劒柄置於此地、因曰之劒柄村、後人改曰高日村也、神世之昔、以[illegible]之柄、稱多加比。○高鍋比木[illegible]云、百濟禎嘉王二十一年、讓位、福智王立三年、百濟大亂、福智王、與禎嘉王、并本邦、始到于薩之[illegible]島、時孝謙天皇天平勝寶八年丙申九月也、後二年戊戌秋、福智王更到于日州兒湯郡蚊口浦、亡幾、禎嘉王

宿禰、〇不見、豬子[illegible]原、立岡、稱伊佐賀大明神、久之、山田主殿、豬子北木、其祠稱火弁大明神（人類學雜志）

財部（タカラベ）　又高鍋に同じ、日向纂記云、土持氏は縣を本家とし、財部、大[illegible]、清水、都於郡、瓜生野、佐土原等（所謂七頭なり）土持も皆同家なり、次第に滅亡して、後には唯縣と財部の土持ばかりぞ殘る、天正二年財部の土持左衛門尉[illegible]、縣の土持太郎宣綱と謀を合せ、伊東を攻んと企てける、同年十一月伊東より新納の目白（一に椎白に作る）に押寄せ燒拂ひければ、土持勢も財部も作原にて防戰す、明る天正九年伊東より再び大軍を催し財部を攻む、縣よりも加勢として財部表に出張す、[illegible]は鎌の瀬に本陣を居ゑ合戰ありけるに、左衛門尉宣綱は小[illegible]川にて打死し、味方は勢に乘て直ちに財部の城に攻かゝり、九月十二日土持家より財部の城を相渡す、斯くて高城、日知屋、潮見、門川、新名、財別府、山陰、田代、神門十ヶ所をも知行あり、延岡世鑑を案ずるに、宮崎諸庄二ヶ所は土持は、正長より宣綱の間宮家より滅さる。[illegible]、日本國序に、日向其[illegible]を[illegible]由治とあり、今其名をきかず、もしくはタカナベツの訛歟。

夜開郷（ヨアケ）　和名抄、那珂郡夜開郷。〇今詳ならず、地勢を以て推測するに、富田（トンダ）新田（ニッタ）の二村なるべし、於郷郷の南にして、一之瀬川の北岸に傍へり。

富田（トンダ）　今富田村と云ふ、一之瀬川の北岸にして、東は海瀕なり、日向記云、建久九年、工藤左衛門尉[illegible]時、十[illegible]の時、日向國地頭職の御文賜りてけり、日向には四所の庄あり、當縣庄門百五十町、田島庄九十四町、富田庄八十町、[illegible]庄百二十町を[illegible]申也

（倍木）　建久圖田帳に、國富一圓庄の内、佐土原十五町、倍木（ヘキ）三十町、新田八十町、下富田百三十町、右兒湯郡とあり、倍木は今富田村の日置なり、而て地頭を土持太郎宣綱とす、又同書に、

富田庄八十町、田島庄九十町、右臼杵郡内、地頭故勲藤原信門尉、不知實名、

と錄するは、郡號を誤まる、富田は兒湯郡、田島は那珂郡とすべし、又藤の下の原は左にして、工藤祐時を指したる也、宇佐大鏡にも「臼杵郡富田庄四十町、國司[illegible]宿禰資隆任、永承年中、封入十五人之代、荒野之地、差四至、諸宮之間、所開作也」。

三納代（ミナフシロ）　又御苗代につくに、今富田村に併入せらる、諺に「兒湯はたゞ新[illegible]北に御苗代、米良の椎葉に都於郡まで」とうたふは、近世の郡界とす。

新田（ニッタ）（湯宮）　今新田村と云ふ、富田の西に隣る、新田の西、竹淵八幡宮の邊に、[illegible]散在す、新田と高鍋の間は曠野遼遠なり。其中央に湯宮（ユノミヤ）と云ふ一祠あり、祠前に座論梅と號する名花あり、白色單瓣なれど、樹老い臥伏して龍の蟠踞するごとし、此湯宮は建久圖田帳に「安樂寺領、湯宮十三町、右兒湯郡内地頭平五[illegible]」と載せたり

新納（ニヒロ）（新納院）　新田村の舊名とも云へり、建久圖田帳に、新納院百二十町、島津御庄寄郡、地頭掃部頭殿と註す、（掃部頭は中原親能也）のち島津忠宗の四男、四郎左衛門尉時久この地を領しゝより、子孫新納氏と稱す、俗に島津七家の第四と呼ぶ、或云景行紀に見ゆる丹裳（ニモ）[illegible]して新納と爲るさ。（日向纂記云、新納院に石の城と云ふ要害あり、是は天正六年六月十五日より、伊東家の殘徒、長倉[illegible]由左衛門尉[illegible]正、山田土佐守を始め、屈強の勇士[illegible]籠りしが、投ひとなりて、城を開けわたす。

日向國には、郷庄に並びて院と云ふ田名多し、是は倉院より出でし稱にて、政事要畧、弘仁十四年、太宰府管内諸國置公營田の條に「近百姓居、各建小院、所穫之稻、[illegible]田租納官、兩色以外、便納此院」とある制度の時の遺蹟たり、但し官倉の國郡に散在するものを、皆院と曰へるは、獨九州に限れるに非ず、又其名は天平年中より已に起れり。

一之瀬川（イチノセ）　其[illegible]源米良の山中[illegible]山（大河内）に發し、石堂山の南を流れ、米良川と云ふ、東に折れ[illegible]川（シロミ）を容れ、東南に向き、下[illegible]に至り、[illegible]江川を合せ、富田佐土原の間に於て海に入る、[illegible]と稱し、中に[illegible]を抱き、南北三十餘町に[illegible]あり

宮崎郡

宮崎郡（ミヤザキ）　今一町十五村に分ち、郡[illegible]は宮崎町に在り、北は一之瀬河、東は日向灘、南は[illegible]郡、西は北[illegible]郡に至る、此[illegible]本州に於て[illegible]田野の利[illegible]しと稱せられ、中世には[illegible]（ヤマトミ）[illegible]、又古[illegible]の尋訪すべきもの多し。

宮崎は古書[illegible]宮埼に作り、[illegible]に[illegible]年、日向國宮埼郡人大[illegible]人[illegible]が[illegible]を獻ずる由見ゆ、[illegible]記（釋紀所引）に參考するに、那珂郡[illegible]分地とす、和名抄に至り宮埼郡（二[illegible]）を註す、[illegible]に分ち、建久[illegible]田帳に及び、當郡の境界移動し、[illegible]は本[illegible]に入り、本郡[illegible]江田[illegible]は那珂郡に[illegible]、[illegible]、[illegible]江以南[illegible]村を學けて那珂郡と[illegible]せしめ、[illegible]少甚し、明治廿九年、那珂の北郡を併せ、本[illegible]する所あり、

那珂郡（ナカ）（北那珂郡）　本郡は中世境域[illegible]して、其[illegible]夜[illegible]二郷は兒湯に入りしが、近世に及び、宮崎[illegible]の地大半を本郡に併せ、北方域[illegible]し。近年南北の二郡に分ち、明治二十九年、北那珂を廢し、宮崎郡に併せらる、北那珂は舊和名抄の田島新名二郷の地と、舊宮崎郡吾島（アチシマ）以北

の沿海村落を合同せる者なりき。

那珂郡は、和名抄中と注す、兒湯宮崎諸縣三郡の中央に位置すれば、名義亦知るべし、釋紀に引ける風土記逸文に、宮埼郡高日(タカヒ)村と云ふは、卽和名抄なる那珂郡財部(タカヘ)郷に同しと思惟せらるれば、那珂郡は和銅の風土記撰述以後に分置せられしを疑ふ。

田島(タジマ)郷

和名抄、那珂郡田島郷。○今佐土原、廣瀨の兩村是也、佐土原に上田島、廣瀨に下田島の大字遺る。建久圖田帳に、那珂郡田島院四十町と見え、日向記に、建久九年、日向四箇荘の一を、田島庄九十四町と爲し、工藤祐時の四男、七郎左衛門尉祐明は、田島を領知して、田島殿と號せる由見ゆ。

田島は宇佐大鏡に、那珂郡田島庄、起請田三十九町、國司中原[illegible]重之任、以寬治七年、封民四十人之代、藩宮所開發也、彼國符云、

田島院司、可早寄進八幡宮御封民肆拾人代、院内田畠事

二十二人[illegible]郡内、拾捌人兒湯郡内

四至、東限那珂縣淨河西岸傍所際、南限那珂郡堺、西限[illegible]院堺、北限上大河南岸、下渡田南大路別米、懸淨河北岸

右田見作畠田、右件御封民、本數參佰拾參人之内、在々之分貳佰肆拾肆人之殘、陸拾玖之內、壞入見民貳拾玖人之殘、死亡過去之代、陸賁上米、御直不勝劑、字渡田船津近地田畠、井阿蘇宮二季祭料田肆段、法元寺領貳町、不動寺講田參段之外、併可寄進云々、寬治七年八月。

建久圖田帳には、宮領田島庄九十町、權門領田島破四十町とあり、破と云ふこと不審。○日向纂記云、伊東三位入道佐土原に寺を建て、鐘を寄附せる、其銘款に「日向國田島莊照山金柏寺、天文廿又一年壬子八月二十日、成就之、日薩隅三州之太守、藤原義祐朝臣、前總持永平、直翁照眼大和尚」又海道寺と號して、十人の僧に笈を負はせ、晝夜佛名を念して歩行せしめらる、云々。

佐土原(サトハラ)
(里原)

今佐土原村と云ふ、或は里原に作る、戸數三百、一之瀨川の南岸に聚落す。佐土原城は島津義久の舍弟右馬頭以久之に居り、世襲して近年に至る、故に其地太富庶ならずと雖、亦一名邑たり、大字上田島に淨土宗の伽藍高月院在り、慶長十七年僧聖譽開基とぞ。

佐土原(サトハラ)城址
(宮崎の北四里)

舊伊東氏の居城なりしを、天正中島津氏取りて修築し、高鍋と相倚りて豐後口の衞戍たり、慶長八年、江戸幕府、島津忠恒の族、以久を以て城主と爲し、封三萬石を分與せしむ、世襲して明治維新に至れり、丁丑の亂に、佐土原士族隆人に應して兵を起る、七月卅一日、佐土原官軍の略有に歸す。○征西戰記云、七月卅一日、高岡の官軍佐土原宮崎兩道より進む、左路の軍進て木脇に至て數賊に遇ひ、擊て之を走らす、平松越に一賊なし、乃一中隊を分遣して右軍の進退を候視し、併せて廣瀨地方を偵察せしめ、他の四中隊餘進て上那珂村に至る、此間の地形兩側皆山阜、山下は皆田畔にして中に一條の蹊路あり、賊林樹に兼て胸墻を設け、發火甚烈し、對戰朝より夕に至るも未右軍の消息を聞かず、是の時遂に銃聲を南方に聞く、我軍想ふ是れ必右軍の進て此に來るなりと、戰線を延伸し、將に賊の前後を包まんとす、賊遂に壘を棄て走る、我軍佐土原城下に入る、賊死屍器械を遺棄し市街を火して走る、午後九時なり、三好少將牙營を此に置く、時に宮崎を取るの報至る、乃高岡の守備を撤す、又云、此日別働第二旅團の三好少佐、[illegible]平等寺より轉せて佐土原の南に至るや、賊の佐土原口の山上に據り防戰するを見る、地形險要にして容易に近づく可からず、日も亦暮に垂とす、第二旅團は今井中佐三好に謂て曰く、宜く前面山上の賊を掃攘して之を占むべしと、三好乃一中隊を督して山上に突進す、賊戰はずして走る、乃皆佐土原に入る、時に午後七時、更に一瀨川の南岸に至り、二中隊を以て大哨を張る。

廣瀨(ヒロセ)

今廣瀨村と云ふ、佐土原の東南一里半、海に沿ひ石崎と呼ぶ細流の口に當る、戸數七百、一名邑なり。

大八洲遊記云、廣瀨居民三千、頗爲大邑、明治二年、佐土原知事議曰、佐土原地沃、廣瀨土瘠、自占沃田、姑民耕佃、不若移居於瘠土、覺上奏、明年六月移居、四年藩廢、知事從官東上、於是舊士族移者、失官産之資、不移者、有失群之嘆。

新名(ニヒナ)郷

和名抄、那珂郡新名郷。○今那珂村、住吉村なるべし、住吉に大字新名爪(ニヒナツメ)あり、卽田島郷の南に接する地にして、江田郷([illegible])瓜生野([illegible])に隣比す。(高山寺本、新居に作るは誤れり)

那珂(ナカ)

今の那珂村は、土俗上那珂と稱し、別に下那珂の大字は廣瀨に遺る、此邊は古への那珂郡の郡家なるべし、廣瀨の西一里、石崎川の上游に在り。

建久圖田帳「宇佐宮領、那珂郡廣原庄百町、辨濟使土持七郎助綱、新名八圖府八十町、辨濟使土持太郎宣綱」と、是は大鏡に那珂庄起請田百町と云ふに當る、今住吉村大字廣原(ヒロハル)。

(新名爪)　(廣原)

件庄者、國司多治眞人成助任、以永保三年、封民三十八人之代、那珂郡內郡[illegible]院、進宮所開作、地頭惟宗高安、字宗八大夫所領也、而年々未進多之故、大宮司公基、以諸縣大夫田部宗綱、且令沙汰大宮司公通、任地頭藤原時助、今申減四十町也、

新名爪別符、起請田六十町者、國司藤原義眞之任、以治曆二年、封氏八人之代、差四至、進宮、荒野開作也。

住吉(スミヨシ)

此村住吉に住吉神社あり、又大字鹽路(シホヂ)小字靑木(アハキ)あり、相傳へて神代紀伊弉諾尊滌灌して、住吉三所の神たちを

盡きせ五ふ枝[illegible]云ふ、此傳說も近時の事にはあらず、伊東[illegible]の紀行にも已に見ゆ、中世の附會なるべし。日向紀行云、(伊東義祐紀行に同じ)、徐きける程に、早穆が原の波間より、露はれ出し住吉の、里も近う見にわたり、八重の潮路の松の秋風、冷々として吹送る、王餘の道の行衛に見わたせば、人王の始め宮崎の京、神武天王の御前近き所にて、尊さに泪落けりと云ひし、古事まで思ひ合せられて通りけるに、其里人に事問へば、平家の一門景清と御堂もありと聞きゝに、大字一瀬半向して行けば、程なく小戸の渡に至りぬ、神道の秘密、數々に思ひ出るとて、

　神代より其名は今も橘や小戸の渡りの舟の行末

とよみ行りぬ

江田鄕 和名抄、宮崎郡江田鄕。○今檍村と云ふは是なるべし、大字江田存す、宮崎町の東北に接し、海洋に臨める村落なり。建久圖田帳に、那珂郡六百二十町の中に「妻萬宮領、江田社三十町、辨濟使宗連」とあるは、當時已に郡界の變移ありしを知るべし。

江田神社 今檍村の江田に在り、續後紀、承和四年、宮崎郡江田神預官社、三代實錄、天安二年、授日向國從五位上江田神從四位下、按に江田神は延喜式にも宮崎郡一座と載せられ、由緒ある古祠なるべけれど、今其傳を逸し、住吉神と說く。

瓜生鄕 和名抄、諸縣郡瓜生鄕、原注字利布乃、國加用野字。○今瓜生野村、大宮村是なるべし、建久圖田帳に、宮崎郡二千六百町の中に「瓜生野別府、百町字佐宮領、辨濟使貞吉」と見ゆれは、本鄕の管郡を更めたるも、久しと謂ふべし。

瓜生野 此村は今大淀川の北岸、東諸縣郡本庄村の東に隣り、大瀬、柏田、瓜生、野上、北山の四大字に分つ、[illegible]學會雜誌云、大字瓜生野に古墳三所存在し、大字大瀬に古墳二所存在すと)宮崎町の西北一里半。

下北方 今大宮村と改む、(上北方は瓜生野村に入る)古墳多し、原を字して丘墳ノ累々相望める所あり、今現に識別し得べきもの十三所とぞ、中にも土人が傳へて天照大神の事を說くなど、おそれ多き業ならずや、一基に樫田の岩戸(徑三間奥行六間)は神蹟なりと、最[illegible]しやかに言せり。

村角 今大宮村の大字にて、下北方の東にあたる。古名[illegible]、建久圖田帳に、那珂郡宇佐宮領、

驛居別符　四十町　辨濟使宇藤三不知實名
竹崎別府　四十五町　同　字三郎
渡別村　五十町　同　字田四郎

大鏡には村角別符、竹崎別符、渡別符、國司藤原[illegible]任、永承年中、宮崎庄内之荒野、立別符、令開發[illegible]あり、今も村角に八幡神を祭り、舊神領たりしを表す、然るに日向見聞錄に、村角の八幡は高屋八幡と云ひ、又火々出見尊を祭る、當社の西に北御陵あり、景行天皇の高屋行宮も此地にて、今八幡の森所を呼ぶ、又八幡宮を去る乾五町にイイジヤウにて狗人火闌降命の舊址ありなど述ぶ、信據し難きを奈何ず、見聞錄は[illegible]なるべし、

宮崎神宮 今大宮村大字下北方の古市(緋[illegible]とも云ふ)に在り、舊神武宮と稱へ、創建未詳、明治六年改修して宮崎神社と日ひ、國幣にあつかり、十一年宮崎宮と改稱せしめられ、十八年特旨を以て官幣大社に列せしめられ、地方の名祀と爲る(宮崎町の北二十町)日向案內記云、宮崎宮は昔阿蘇國造の祖神八井耳命が神武天皇(神倭磐余彦天皇)を居宮に就き、社殿を建て給へる所にして、舊神武宮と云ひ、建久年間に、地頭土持太郎信綱宮殿を造營し、文明八年に伊東祐國より蘇池八戶北方七戶の封戶を奉りき、寛永二十一年、延岡城主有馬氏宮殿を重修し、元祿二年同氏より社領五石餘の田を附せらる、文化十年、延岡城主內藤氏宮殿を再修しむ、[illegible]正統記曰、神武天皇卽位辛酉の年なり、此日向の宮崎の宮におはしましけるが、兄の神達および皇子群臣にみことのりして、東征のことあり、云々。○日向見聞錄云、神武宮は、下北方村に在り、卽天皇の皇居の[illegible]なり、此地の名を神武原と云ひ、又船[illegible]と云ふ、天皇東征の日、御船を繫ぎし所と傳ふ、又此村に內裡跡と名つくる所あり、杉木數株を植ゑて之を囲さず、皆上代の[illegible]一書には內[illegible]を[illegible]と稱す、土[illegible]にあらでは[illegible]を絕てず、[illegible]は地震も搖動し給はざれば、[illegible]之を唱へて靈勝する也と)

　宮崎宮拜神武[illegible]　落合　[illegible]

高[illegible]降神武、東[illegible]始天皇、一代風[illegible]會、萬年[illegible]月[illegible]、開基欽[illegible]古、[illegible]、東征[illegible]、春秋鼓[illegible]、老婆杉木[illegible]、新[illegible]竹林[illegible]、[illegible]、拜[illegible]自[illegible]、蜻蛉形[illegible]樓、[illegible]、可想[illegible]、[illegible]、

　[illegible]化三年建石)

我日向州宮崎郡者、神武天皇舊都也、相傳、天皇[illegible]、浮[illegible]此地、[illegible]之[illegible]、[illegible]地、日[illegible]、匪[illegible]、[illegible]三千年、[illegible]、[illegible]數十步、人不敢樹藝焉、云々、

　送歸日向　賓[illegible]　[illegible]

前[illegible]枝知、[illegible]、[illegible]、
一朶春光神武祠、

宮崎宮の事は、古史に聞見する所なし、延喜式江田神を宮崎郡に係けたれば、郡號の起因は江田の社の前[illegible]の[illegible]ならん、然れども[illegible]已に、宮崎は神武天皇の舊都なりと云ひ、神皇正統記にも之を採れば、神武宮も近世の作爲にはあらず、但し世に日向[illegible]の[illegible]なりとて、

宮崎郡、古老傳云、此地自皇孫降臨、至神日本磐余彦天皇之宮所也、故云宮崎、と云ふことを掲載せど、この逸文は何書に出でしにや、諸州に其例多き贋作のものと認めらるれば、採るべからず、更に里人の傳を聞くに、下北方村の高地を古市と呼び、神武の元屋敷と稱して、昔より小祠あり、即之を神武宮と稱すと。倭古事記には、

神倭伊波禮毘古命、與其伊呂兄五瀬命二柱、坐高千穗宮、而議云、坐何地者、平聞看天下之政、猶思東行、即自日向發、幸行筑紫、

とありて、當時高千穗ころ、皇都たること明白なり、但し別都宮の日向(後世の日向大隅薩摩にわたる)、當所の地に在りしやは、未た知るべからずと雖、事理に於て疑惑多し、識者をまつ。

長門本平家物語云、(俊寛鬼界島流しの段)倚て日數積り行ば、日向國アヤへの湊和歌の津(今不詳)にこそ着にけれ、それよりして鐵輪三足のさかに取上給ふ、下勝はカナハサカ共申けり、是は我朝人王の始、神武天皇の日向國宮崎の郡に帝都をたて、御即位有し時、三女一男くだりて、土の壇を作て鐵輪三足をたてて、供御をして獻けり、夫よりして最勝寶門(サイシュノカナドミアシ)三足の峯とも申、都にありし時は、宗の日記をもて是を知といへども、爭か目のあたりに見べき、今遠流の思出に、かゝる名所を見るこそ、少し慰む心地すれ、それより宮野船引嶺を越て、西方島津の庄に着給ふ。○瞻原抄云、神武天皇、即位之初、雖神代之舊、都日向國宮崎宮。○賀茂皇太神宮記云、凡帝都と云事、先例たび〳〵ありしとなり、神武天皇日向國宮崎の皇居より、大和國畝傍山橿原の宮に遷り給ひしより、このかた三十四度に及びて、國々所々に都遷りありしかども、云々。

宮崎(ミヤザキ)

今宮崎町と云ふ、(上野、川原、江平、松山、上別府等の大字あり)大淀川西南を囘流し、東は海濱、北は江田大宮の二村に接す、人口一萬。明治六年、此地に縣廳を置かれしより、江村一變して市邑と爲るも、坊巷肆店なほ猶整せず、鹿兒島を去る二十八里、大分を去る五十里。

宮崎縣廳(ミヤザキ)

宮崎町に在り、日州八郡を管治す、初め明治六年都城美々津二縣を廢し、本縣を置かれしが、九年之を廢して鹿兒島に屬せしめらる、翌年西鄕の亂あり、十六年に至り再本縣を置かる。

建久圖田帳に、宮崎庄三百町、宇佐宮領、地頭前掃部頭殿、(親能)とあるは即此地なり、倭名抄宮埼郡江田鄕の空閑地にして、大宮の水濱を拓きたる者ならん、宇佐大鏡に、

宮崎庄、宮崎郡內也、御封田七十七町、但如官符者、兒湯郡御封佐拾町、御封外起請田百六町、長承年給田百卅町、國司海宿禰公俊任、永承年中、封戶廿三人之代、宮崎郡內、那珂院還野、四至限宮、立券之間、所開作也、

とあるにて、其由來を知るを得ん。

日向記云、宮崎は初め豐後大友家の一族、藤北氏の知行なりけるを、後には縣の伊東氏知行ありけるが、島津家の手に入り、兒湯の伊東家に奪かれければ、文安三年丙寅、伊東祐堯公宮崎の城を攻落す。

宮崎城址(ミヤザキ)

宮崎池內城と曰へるは、即今の宮崎町にありし事、大宮村にも大字池內あり。日向纂記云、天正十六年より宮崎四萬石は、縣の城主高橋右近大夫種元の領地にて、行程二十餘里を隔つと雖、宮崎池內の城は五十餘鄕に抽んでたる名城なるに、高橋家より權藤平左衞門尉種盛を居置ける、其兵五百七十餘人なり、慶長五年九月二十九日、伊東祐兵士卒に攻めて之を取る、かゝる當家より宮崎を攻取たる由、豐島に聞ゆければ、島津家より稻佐倉岡八代などの城に軍勢を籠られ、尼ヶ堤(ツヅ)東長寺二ヶ所には新城を築き、明る六年五月まで、少も油斷なく用心ありしとぞ、又云、宮崎城は伊東祐兵、十月朔より翌年八月迄拾護しけるが、高橋家に返すべき旨、大阪上意として片桐市正より使者下着しける、稻津掃部助如何に命なればとて、侍の意地にて攻取し所を、おめ〳〵と敵に反すことの有べきやと思ひけれど、是非なく高橋家に相渡す。

征西戰記云、舊時美々津よりの報に曰く、五月中旬より薩賊陸續として日向に入り、本營を宮崎に置き、桐野利秋專其軍務を指揮し、日向全國、男子十八歲より四十歲までの者を強募して兵に充て、一人も免るゝことを得せしめず、凡二萬に滿つべしと、七月三十日、官軍已に小林都城に克ち、大淀川の右岸に至る、賊舟を集め水を阻みて我を拒まんとす、我軍倉岡城崎(今赤江村)の二渡口より游泳して進み、宮崎の市街に入る、賊は甚抗爭せず、皆北走す。

大淀川(オヨド)　(赤江川)

一名赤江(アカエ)川、宮崎赤江二邑の間に於て海に入る、本州第一の巨流にして、遠源を距る二十五里と稱す。二源あり、一は西諸縣郡岩瀬川、一は北諸縣郡莊內川なり、此二源野尻に於て相會し、去川(サリ)と爲り、倉岡に至り綾川を容れて益大なり。下流頗淺漫にして、滿潮の勢なく、海口は砂礫堆積して、入港の舟に阻碍多し、凡海口より泝る七里は、小航に可なり、去川五里の急灘ありて、其以上に泝るべからず。

小戸渡(ヲド)

大淀を小戸と稱ふるより、小戸渡の名稱起る、永祿壬申伊東義祐の飫肥紀行「ゆけば程なく小戸の渡に至りぬ、神世より其名は今もたちはなや、小戸のわたりの舟の行末を讀み侍りぬ」と見え、延寶の比の三壽巡詣記にも「赤江川此所を小戸の渡と云ふ、三(ミツ)の瀨あり、古歌に

日向なる小戸の渡の鹽せみに顯はれ出し神ぞまします

此邊せみさは北山岡崎に立たまふ上之瀬を云ふ」と載す、俗傳に瀬原の三瀬(鹽路の沖、江田の沖、下別府の沖)川原の三瀬なりと云ふ(日向地誌、日向見聞錄)然れども之を以て神代史に湊合するは、無稽の業のみ。

太田（オホタ） 今福島、大塚、源藤等と合同し、大淀村と云ふ、大淀川の南岸(宮崎町と相對し、橋を架す)に居るを以て、中村町とも呼ぶ。延久圖田帳に「太田百町、源藤六十町、大島別府二十町、宇佐宮領、辨濟使貞吉」などと曰へる地とす。

大塚（オホツカ） 今大淀村の大字にして、福島町の西に接す、古書に大[illegible]に作り、古墳九所あり皆存す、地名之に因む。

曾井城址（ソヰ） 今大淀村の南、源藤川の畔なる大字古城是なるべし、往昔伊東の一門曾井氏の墟とす。

日向[illegible]記云、伊東曾井氏は日向記參考に曰、伊東藤内左衛門より五代、六郎三郎祐[illegible]の子、曾井左近將監祐[illegible]の孫、六郎三郎祐[illegible]、伊東書系に、門川九郎左衛門祐景の子孫十三族あり、之を門川黨と云、此に依れば曾井氏も亦門川の一黨なり、曾井城に居る、應永十九年壬辰九月、島津家曾井氏に一味して曾井源藤（ゲントウ）に出張す、伊東[illegible]立は一族及び土持氏と共に曾井城に楯籠る、其日薩摩勢打出ける[illegible]、未[illegible]色も定らざる先に、當家の兵[illegible]に喧合せ、島津の陣を[illegible]崩し、大勢を打取り、且半は源藤川に追はまて、比[illegible]なき[illegible]なり(日向記)其後詳ならざれども、和[illegible]を行ふて再曾井城に住せしなる可し、文安元年[illegible]兵の子[illegible]曾井に出馬ありけるが、十二月三日曾井城を攻落し、曾井氏の所領下太田、下恒久、大塚、田吉、本郷、[illegible]野、[illegible]洲、源藤の八箇所を兼併知行あり、又云、天正十五年、豐臣秀吉公九州を治平し、伊東[illegible]兵は曾井を陷はりける、曾井にもさ[illegible]城ありければ、京[illegible]數萬人にて攻築ありけるが七八日の内に、塚壘門塀まで悉く調[illegible]、[illegible]諸縣三郡の内にて、知行千四百七十九町を定む、又八代三十町は[illegible]の[illegible]地なり、然るを飫[illegible]は先年の知行所と云ひ、殊に山川に要害ありて、[illegible]を防ぐに便利なる故にや、飫肥に[illegible]りければ、改て飫肥清武都合千七百三十六町を賜はりける (藩譜)

赤江（アカエ） 今大淀村の東南を赤江村と云ひ、城ヶ崎（ジヤウガ）、恒久、田吉、本郷、郡司方等の大字あり、古の國富本庄の地にして、東は海濱也。赤江川とは即大淀の別名にして、土人之を神代史の日向橘之小戸なりとて、小戸の渡とも呼ぶ、小戸大淀相通ず。

城崎（ジヤウガサキ） 太田の東に接し、大淀川の南岸にて、小市街を為す、寛文二年九月十九日の夕、日向地震、赤江河の河口、上別府民家五六百流亡したりと云ふは、此地ならん、今に至るも、城崎の東なる河口は、洲渚[illegible]相[illegible]り、汀線時々移動す。

平家物語に、俊寛法師の鬼界島配流の道程を記し、豐後國米水浦（ヨノツウラ）(今南海部郡)を經由し、日向國アヤへの湊、和歌の津に着し、宮崎郡に至る由を記す、アヤへはアカエの[illegible]にあらずや、和歌の津と云も同地なるべければ、詳に[illegible]し(日向纂記云、[illegible]神守山[illegible]の地内に圓岡あり、高一丈餘、周圍一町二十間、今より三十年前までは、其嶺に大なる松樹ありしが、今其邊に[illegible]を生ず、側に[illegible]島の小祠あり、五六十年前([illegible]年中より)の事なるにや、其地を[illegible]けるに、大なる[illegible]石[illegible]の如きものに掘つけたり、又右の圓岡より四五十間ばかり東の方に、高さ七尺餘周圍六間の圓岡あり、[illegible]長[illegible]今[illegible]す、赤江川の南邊に在りき。

恒久（ツネヒサ） 今赤江村の大字と爲る、延久圖田帳に左右恒久百町とあるもの此なり、恒久とは中世の名田の讚稱ならん。

(産業事蹟云、飫肥領清武郷の内、郡司分、北方、南方、恒久、田吉の諸村里はみな用水の便なかりしかば、松井五郎兵衛儀長、私財を散じ水陸の高低を測り、寛永十六年[illegible]めて[illegible]水の溝[illegible]、[illegible]に[illegible]、[illegible]を[illegible]設け、岩切村郡司分の内須田木山を掘[illegible]、[illegible]、二百餘町歩の平田一朝[illegible]田となり、又此水利に據りて[illegible]を新開するもの少からず、[illegible]、村[illegible]に[illegible]、新[illegible]に一祠を建て以て祀る[illegible]、[illegible]國寺にあり、用水路[illegible]の長二里餘、[illegible]、[illegible]の堀[illegible]は巾六間[illegible]、長凡三百十餘間。

國富（クニトミ） [illegible]荘名にして、今[illegible]、赤江村[illegible]とする[illegible]、延久圖田帳に、國[illegible]百四十町、[illegible]は即此ならん、東鑑、[illegible]元年[illegible]に「日向國國富庄」と錄し、宇佐院御領目錄に[illegible]、國人は之を院御庄と呼べり。

國田帳云、八條女院御領、國富庄田代千五百二町

一圓庄千三百八十二町

加江田八十町、加納二百町、大田百町、左右恒久百町、[illegible]野八十町、吉田三十町、源藤（ゲントウ）六十町、[illegible]六十町、以上宮崎郡内地頭平五 國[illegible]本[illegible]二百四十町、下[illegible]十町、以上宮崎郡地頭宣綱 郡[illegible]二百町田島[illegible]四十町 [illegible]十五町、以上[illegible]、佐[illegible]町、[illegible]木町三十町、新田八十町、下[illegible]田[illegible]三十町、以上[illegible]郡内地頭宣綱、

[illegible]百三十町、

穂北郷七十町、[illegible]田郷五十町、以上[illegible]

日向纂記云、院御（キンノミシヤウ）[illegible]は赤江川より南に十一ヶ所、川より北に十ヶ所なり、川南十一ヶ所は本郷(三百町)[illegible]江田(八十町)熊野(八十町)加納(八十町)木原(八十町)太田(八十町)恒久(八十町)田吉(四十町)鏡水(八町或は鏡洲に作る)源藤(六町)御[illegible](六町)川北十ヶ郷は[illegible](八十町)下田島(四十町)富田(八十町)石崎(三十町)[illegible](十五町)[illegible](三十町)[illegible]田(八十町、或は[illegible]に作る、[illegible]た金田なり)新田(四十町)佐土原(三十町)[illegible]北(八十町)[illegible]

以上京進の納所一萬六千貫なり、初め鳥羽院の御宇、此地を皇女八條院(暲子)に賜はりけるが、建暦元年、八條院薨し玉ひし後は、官地に復せしかども、八條院の舊領たりし故に、猶も院の御莊と稱せしなり、其後興國二年天龍寺創建の時、寄附の地たるを以て、光明帝より夢想國師に賜ひ、天龍寺領となす、然るに畠山治部大輔日向の守護として穆佐城に下向の頃、薩州都城は宮方なるが故に、治部大輔出陣ありけるが、天授五年三月朔、島津越後入道氏久と合戰あり、治部大輔敗北して三股まで引退く、此戰に國人郎等多く打死す、是功に依て國富莊内を分ち伊東土持兩家に賜ふ、又云、之より先き延元元年正月、大隅の肝屬八郎兼重父子、數百騎を率ひて細川氏(日向記に細川殿とあり、繪氏家系を按ずるに、細川小四郎義門、日向國富莊數ヶ所を拜領し、細川政所と號す、蓋是なり)の政所國富莊内南加納を燒き掃ふ由聞こえければ、伊東祐持は土持勢と同く穆佐院に押寄て、十日より十一日迄攻戰ひ、終に城を攻落せり、兼重は宮方、祐持は將軍方なり。

田邊(タナベ)郷

和名抄、宮埼郡田邊郷。○今詳ならず、大宮、赤江、生目などの地かと想はるれど、徵證なし。(赤江の大字田吉(タヨシ)は、建久圖田帳に田吉三十町とあり、田吉を古訓多江(タエ)とよみ、田邊の訛ならんかなどとも云へど、田邊は多那倍にて、多江と相混ずべからず。)

生目(イキメ)

今生目村と云ふ、大淀村の西北、南宮崎郡穆佐村に接す。見聞錄云、宮崎庄の生目八幡宮は、惡七兵衞平景清の兩眼を祀り奉る、又景清の石塔ありとて、同地に存す、瓜生野の岩門寺は、其景清の本尊なりとぞ、一說景清は北方百町、南方百町、池内百町を知行したりと。○今按に、宮崎庄は往昔宇佐宮領にて、彼の北方瓜生野より生目村など迄、大略庄田たり、景清と云ふは此庄田に關係ある人にて、其名字の惡七兵衞に同しきより、後人附會の談を爲すが如し、生目云々の事は、殊に一笑を發すべし。

(浮田)

今浮田(ウキタ)、細江、長崎、柏原、薛江等の諸村、皆生目に併入す。)宇佐大鏡に、浮田庄把請田百二十町、長峰別符把請田十五町、細江別符把請田二十町、國司菅野朝臣政義任、以天喜五年、封氏卅四人之代、差四至獲宮、立券之間、所開作也、又柏原別符下文云、

下浮田庄司、早任先日下知、并撿田使等注文旨、爲別符、字柏原牟田事

四至、東限寺崎柏原中尾崎、南限高牟田中尾、西限山峰、北限海

件牟田、以先日紀弘任、可開發之由、依申請捴田、所司可我絶之由、申下知先畢、[illegible]所注申同可顧也、仍爲別符、可開作之狀如件、嘉保二年五月、大宮司宇佐宿禰

建久圖田帳に

宇佐宮領、浮田庄三百町、辨濟使宇佐宮司、同細江別符五十町、辨濟使藤二郎名不知、同長峰別符三十町、辨濟使某助、

日向記云、延元元年正月十二日、宮方園部等、池內(一に池田に作る)城に楯籠る、十四日肝屬兼重の餘黨、浮田の庄に楯籠りければ、土持新兵衛尉宣栄一手の勢にて、浮田の城を攻落し、大將を打取りける、同日瓜生野八郞左衞門、跡江(アトエ)政所に楯籠りけるを、伊東祐持土持勢を率て馳合せ、即時に城を攻落さる、其より土持及伊東両勢一に成り、池内の城に攻かゝり、手痛く戰ひ、終日以下を生捕ける。

(跡江)

清武(キヨタケ)

近代、赤江以南、加江田に至る村落を總べ、清武郷と稱したり、今南清武北清武の二村を立つ、即赤江の西にして、加江田川の上游なり。近代の鴻儒安井息軒(名は衡字を仲平と云ふ)は南清武の木原中野に生れし人と云ふ。

日向纂記云、日向記によれば、木原、加納、升叟、田野、今泉の五箇所は、清武美作守祐行の所領なるが、祐行卒して男子なければ、祐堯所望ありしなり、斯くて日向國の内大半當家の麾下に屬して、祐堯の勢威日に添ひて強大なりければ、島津家とも唇齒の好を結び、國中靜謐に治めらる、又云、慶長五年、關原合戰の後、當家宮崎清武の城主稻津掃部助重政、大坂方の宮崎を切取り武功あり、同七年伏見城の經營ありて、當家にも手傳の命を蒙られければ、同年六月、稻津掃部助普請夫六百人を引具して上洛し、十月朔、清武に歸る、其頃掃部助が權威身を逾ざる者なかりしかば、嫉み惡む者多し、幼君も訴狀あるにより誅せらるべきに定りぬ、掃部助重政之を聞て、理不盡の君命從ふべきに非ずとて、同月十二日俄に諸士の人質を取て、清武城に楯籠りけるが、程なく切腹。

木原(キバル)

今今泉と合併し、南清武村と云ふ、舊に清武河と云ふもの此なり、宮崎の南二里。今泉(イマイヅミ)は建久圖田帳に其名見ゆ、今泉に小字大窪あり、丁丑の役、村田新八官軍を拒きし所なり。

(今泉)

征西戰記云、七月廿八日、官軍田野驛より宮崎に向ひて進行す、賊一千五百、大窪の丘岡に據り、堡壘數十を築き、大砲一門を備ふ、午前十時、我少將の管四旅團兵之を撃つ、大窪の地たるや、一川西より來て東に流れ、其北三四十米突の崗て丘山屏を列ね、賊其丘山の中腹以上を占め、堡壘を刻築す、川より山に至るの間唯一條の路あり、曲折の險阨となる、路の左右は水田たり、故に俯仰勢を殊にし進退又便ならず、賊徒なるに及び、騎兵を派し進圍を試むれども、丘山壁立登る可らず、卯攻七時取る能はず、(既にして左翼の別路與野より進めし一中隊、途次賊の要撃に遭ひ敗れ退く)日已に傾くも輸贏未決せず、午後五時半、我山砲賊壘に中る、壘下の兵勢に乘し

其衛路の二□を抜き、敵の側面に出つ、賊軍潰走す、時に日全く暮る、賊衆は所在の地に就て露營、(是役大砲彈二百三十、小銃彈九十一萬發を費す)是日、賊已に敗れ宮崎に走る、狼狽して大江を渡り水に溺れ死する者あり。

船引（フナヒキ）　今加納村と合同し、北清武と曰ふ、建久圖田帳に「舟曳五十町[illegible]寺同當、また加納二百町、八條女院御領國富[illegible]庄内、地頭平五」云々と載するもの此也、又長門本平家物語に、俊寛宮崎より島津庄に到る路程を叙し、

それより宮野船引岳とて、月影日影もさゝぬ深山の峨々たる石路を凌ぎ越て、日向國西方島津の莊に着給ふと曰へり、宮野は今詳ならず、船引岳は船引より田野驛を經て、北諸縣郡山之口に至る山道を指すに似たり。

田野（タノ）　今田野村と云ふ、清武の西なる山驛にして、加江田川の源に當る、四面皆山、西嶺殊に嶮絶、宮崎都城間の通路之に係る。丁丑の役、七月廿四日、薩人已に都城を失ひ、廿六日山之口五里の險阻も棄てゝ顧みず、清武を保ち、わづかに防禦を計畫したり。

加江田（カエダ）　今並野町(木崎村、鏡洲村と相合せ、木花村と改む、赤江清武の南にして、東は海に臨む。

(鏡洲)　加江田川は清武鏡洲の山水此に源し、晴形の潮池を成せるなり、高潮には和船の寄泊するものあり。寛文二年、此地に震災あり、形状一變せりと云ふ。宮崎飫肥の通路は、鏡洲を(山道四里舞之里に至る)經由す。加江田或は海江田に作る。

(海江田)　日向纂記云、寛文二年九月十九日の夜、子の刻、日向國地大に震ひ、且津浪俄に來りて、那珂郡の内、下加江田、本郷、所々の地陥り海となること、周圍七里三十五町、田畑は千五百石餘、米麥二千三百五十石餘流失、潰家千二百十三戸の内、陥て海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八口の内、溺死十五人、牛馬五頭に及べり。

(木花)　建久圖田帳、宮崎郡加江田八十町、隈町八十町、鏡洲六十町と見ゆ、又木崎(宮野町の屬所なり宮崎の南二里餘)に木花（コノハナ）神社あり、往時は木花寺と云ふ道場ありて、神代の舊蹟なりと曰へり、伊東三位義祐の紀行に曰く「赤井の里に船を寄せて、稻荷の山を過行ば、行道はるけきに木花の寺も見えけるに、木花開耶姫の御神靈も、そのあたりに現はれつゝ、急ぎけるに漸々入日に成つて、折生迫と云ふ所につきにけり」云々。(或云木花は土人コノハナと唱へず、キハナと呼ぶと)○日向纂記云、赤江の南熊野（クマノ）の郷に木花山とて、南は久牟鉢（クムハチ）山に對し、東は滄海に臨み、左は渺々たる平田に接し、右に加江田川を帯び、閑寂絶佳の地あり、相傳ふ瓊々杵命の行宮を建て住ひし地にて、開耶姫無戸室の古跡あり、其れに引續き加江田郷(日本書紀に「瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛之山陵」、神社考に以爲く、加江田は即可愛の訛なりと)あり、其中に流るゝ水を加江田川と云、

(熊野)(久牟鉢山)　久牟鉢山、麓より十八町登れば、靈山と云所あり(神社考には靈山嶽、瓊々杵尊の山陵なりと云)其地に閑き形をなせる所二つあり、古墓なり、靈山より更に登ること七八町、久牟鉢の峻嶺に至る、其嶺に小祠あり(神社考には彦火火出見尊の陵なりと云)天正年中までは、伊東家より加江田村の内にて久牟鉢田二段を附して、祭典は宮野郷伊勢神社より之を管せり、日本書紀通證曰「瓊々杵尊以來、坐于日向國御崎之宮」今按ずるに、日向海岸日御崎を除くの外、御崎と稱するの地なし、所謂御崎宮は、日の御崎を謂ふ歟、或は往古鵜戸崎を御崎と稱する歟、二ヶ所の外に出づべからず、然れば靈山嶽久牟鉢山等の皇孫遺蹟たること疑なき歟。

青島（アヲシマ）　今加江田の南なる海村を、青島と云ふ折生迫（オリフセコ）内海の二大字あり、其岬角加江田埼（カエダ）、又は日御崎と云ふ、

(加江田埼)　崎北一里許(折生迫の瀕岸)に青島と呼ぶ岩礁あり、又淡島とも呼び、低昇にして潮満を以て陸岸に連接する、高潮には断絶す、又淡島の北東は岩礁連續し、加江田川の沖まで擴延す。日御崎は日向灘の南偏に於て最東に突出す、其神島と日御崎以南の岸は、一様の岩濱にて曲折を見ず、日御崎以南鵜戸神崎に至る迄は、大小の港灣參差として錯崎に似たり。(伊東三位公紀行に曰く、筑波（ツクナミ）川の入潮も物凄く、其夜は折生迫（オリフセコ）にふの小屋にとまり、夜も早白み渡り、波に離るゝ横雲の空に、舟人に催されて、漕ぎ出しけるに、沖にあいさき島、あるは、青島と云ければ、

(折生迫)　蒼海のたえまを見れば秋風に殘る緑や青島の松

とて其より磯つたひ行くに、日の御崎を漕ぎ渡り、救世觀音の弘誓深き知識、誠に不思議數限りなく作りぬ、打續き鵜鳴く野島が崎の夕風に、上野の罌花はのぼさま、誰を招くとなけれども、たびにし有れば物悲し(野島は今青島村大字内海（ウチウミ）の瀕なる岩礁なり、此邊を宮崎南那珂の郡界とす)

(内海)

島江郷（シマエ）　和名抄、宮崎郡島江郷。○今詳ならず、清武木花などの邊歟とも云ふ。

南那珂郡

南那珂郡（ミナミナカ）　本州の南端にして、其東南は海洋に、西は諸縣郡に北は宮崎郡に至る、今一町十五村に分ち、治所は飫肥に在り。○宮崎郡飫肥郷の地なりしを、近世漫に那珂の號を冒せしより、相沿襲し、終に南那珂と曰ふに至る。

國郡沿革考云、飫肥は正保年中、那珂郡に改隸す、按

するに元和三年五月、伊東修理太夫祐慶(飫肥城主)に賜ふ領地目錄に「日向國宮崎郡之內、所々都合五萬七千八十石餘事、宛行之訖、可令全領知之狀如件」寬永十一年八月に賜ふ所も、亦日向國宮崎郡の內云々とあり、寬文四年四月、伊東出雲守祐實に賜ふ所は「日向國那珂郡之內、參拾九ケ村四萬二千五百七十三石餘、宮崎郡の內四ケ村八千五百十二石餘、都合五萬千八拾石餘」云々とあり、之に據るに、寬永中飫肥領宮崎郡に屬して、寬文の時既に那珂郡に入れるなり。

舟過日向洋　　落合　雙石
十幅風帆破浪回、昏騰倦眼未曾開、遙遙忽動青螺影、疑是家山迎我來、

宮浦(ミヤノウラ)

今鵜戸(ウト)村と改む、飫肥の東三里、其間に山嶺あり。七浦とは加江田の日崎より油津までの海崖の總名にして、西に山嶺を負ひ、日向灘を俯視す。

鵜戸(ウド)神社

宮浦の鵜戸埼に在り、今官幣小社に列す、此神宮は國人往時より鵜戸窟と稱し、僧房を置き神祇を祀したる處なり、近世神道家論定して、鸕鷀草葺不合尊の降誕處と爲す、書紀記の本文に、

彥火々出見尊、至海神之宮、因娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、及將歸去、豐玉姬、謂天孫曰、妾已娠矣、當產不久、妾必以風濤急峻之日、出到海濱、請爲我作產屋相待矣、彥火々出見尊、已還宮後、豐玉姬果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產時、請曰、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覗之、豐玉姬方產、化爲龍、而甚慙之、曰如有不辱我者、則使海陸相通、永無隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去、故因以名兒、曰彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、一書曰以彼海濱產屋、全用鵜羽、爲草葺之、而甍未合時、兒即生焉、故因以名焉、(古事記の文意も大畧同じ)

とある海濱の產屋は、此鵜戸の窟中に置かれきと云者歟、然れども天孫の居ませる高千穗宮は、此地にあらず、且古史に徵證なければ決し難き疑問とす、(鵜戸とは名義ウツロの訛にて、洞に同じ)○寬政年中遊見記云、赤江川を小戸渡と云ひ、此邊を神代の靈蹟なりと云ふは、本說あることなるべし、宮崎より鵜戸山へ志す、即吾平山なるが、彥不合尊の神遊地なりとてかく稱するといふ、津口濱より七峠を越て宮に到る、荒嶺を過て苦しき坂を登降すること七度、其險夢想ふべきに詞なし、

(島陰漁樵集)題鵜戸寺前、扶桑開闢幾千歲、神武遺蹤今古傳、定有龍灯照深夜、海潮打岸[illegible]、

(一宮巡詣記)折生迫より山越して、內海の浦に到る、[illegible]より鵜戸へは五里餘なり、道嶮しくて馬の往來も成難しと云、七尾七浦をたどりてやう／＼其夜半過に鵜戸の寺に泊る、あくる日の朝、鵜戸の窟の社に詣ぬ、鵜の岩屋は鵜戸山の海岸へ出たる處に、東南に向た天然の岩窟洞開し、其內に宮殿を建て、鵜茅五代に神武天皇を祀して、是を鵜戸權現と號す、宮殿は伊東侯より造營したまふ。

日向地誌云、鵜戸山宮浦に在り、其山海に斗出して、山勢穹嶐、喬木森鬱、海岸には奇巖怪石峙し、蛟龍を相ひ、觀る者目を驚し魂を寒さゞるはなし、山の總號を吾平(アヒラ)山と云、山中に櫛觸(クシフル)、速日(ハヤヒ)峯あり、又海岸に臨んで大なる靈窟あり、是を鵜戸窟と云、其口は東南に向ひ、其洞東西二十一間、南北十六間、高一丈六尺許、其中に鵜戸神宮を鎭坐し奉る、彥不合尊降誕の地にて、古より國人崇敬の靈窟なり、神宮より三四町許登れば絕巓に至る、速日峯なり、此峰に地勢隆起して陵形を成せる所二あり、此を皇尊の山陵なりと言ひ傳ふれども、確證なければ、今遽に斷定する能はず、後世博古者の來り鑑定せんことを待つべし、書紀通證曰、正通云、海濱日向宇止(ウト)濱也、重遠云、產室舊蹟在日向國那珂郡海濱、號宇止窟、宇止即鵜鷀也、今按、窟縱橫五尺許、深一町許、東面抱海負山、其山名早日嶺、絕勝之地也、また鵜戸を去る一里に近く、玉依姬宮あり、神社より八町ばかり南に當りて、田の中に一の圓岡あり、高二丈六七尺、周圍十町、其巓方六間、○靈藩名蹟考云、那珂郡宮浦村鵜戸窟、鵜鷀殿、是鸕鷀草葺不合尊降誕之處也、海濱有大巖窟南向、窟中建廟祀尊也、古語拾遺曰天祖彥火尊、娶海神之女、豐玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立宮、于時掃守連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職號、曰蟹守、或云、鵜戸とは產殿なり、鵜の羽の義に見えしは、古傳の[illegible]次のまゝなり、乳房石、御手洗泉、鯉塚、彈琴松等の名所あり、(武藝小傳云、或說に新當流は、昔慈音と云僧有、此僧九州の鵜戸の岩屋にして、夢想を蒙り陰流を始む、上泉此傳を得たりと、此說非なり、慈音は念流の祖にして、新陰の祖にはあらず、しかれども似たる事有、愛洲惟孝九州鵜戸岩屋にして、刀術を自得す、慈音もまた鵜戸の岩屋にして精妙をさとる、共に鵜戸の岩屋なれば、惟孝を不知者、慈音を陰流の祖とあやまるならん)

(宇止濱)

伊東三位祐兄紀行云、(永祿年中)浦邊々々の小さき家に、燒くや藻鹽の煙だに、朝夕霧に立ち合て、得もいはれぬ追風に、舟も飛ぶやうにて、女神男神の岩戸に立寄、彼の古を思へば、いとゞ忍ずむに、其あたりに祖母が住しと云所のありと云へば、

哀れとも思ふや祖母の住を葺不合(フキアヘセズ)の神風の聲

と打すくし、宮の浦に草枕をかりにけり、此里の主翁さびたる者の物語りを聞て、

里人に問ずばいざや白波の玉依姬の宮の浦とは

(鵜戸窟)

云ひもあへず、夜も明方に成しかば、又水の尾の峠に赴き侍りぬ、(大真日記云、文祿年中)その濱にて浪風靜まり、十五日内之浦といふ湊まで御歳候、道すがら高白き[illegible]山の有様など有る中にもうぞの岩やを見侍りて
千早振神代に今もかへる波の玉よるなきさみまへにぞなる。

飫肥郷

和名抄、宮崎郡飫肥郷(原本作飫)。〇今飫肥村、北郷村、酒谷(サカヤ)村、東郷村、油津町、細田村、南郷村等ならん、建久圖田帳に、宮崎郡二千六百町の中に、飫肥南郷百十町、北郷四百町島津御庄寄郡と錄す、又古記集覽の五條文書に、正平十八年、飫肥南北郷の名見ゆ、後世或は飫肥(オビ)に誤り、又小肥に轉す。

(肥飫)

飫肥

今飫肥村と云ふは、伊東氏の舊治所にして、大字本町、今町、楠原等あり、戸數[illegible]千、南那珂郡役所此に在り、宮崎の南十一里、都城の東十里、油津を去る二里。

征西記云、別働第三旅團は、七月廿五日都城を發し、飫肥に向ふ、松谷牛峠(ウシガトウゲ)の兩路より進む、賊徒山川の邊に出沒す、已にして酒谷に賊五百名ありとの報に接す、我兵到れば賊已に去る、二大隊坂谷に入る、一隊は牛峠に登り陣尾(ヂンケヲ)山の壘を拔く、賊六十餘名或は降り或は誅せらる、廿七日兩道の官兵飫肥に入る、士民の出て迎ふる者あり、又賊軍を請ふ者あり、已にして互に自首して罪を乞ふ、一千六百四十人の名簿を納れ、砲五門、小銃五百六十挺、刀劍二千二百本を收む。

飫肥城址

飫肥村の西にして、山に倚り壕壘を存す、伊東氏五萬七千石の鎮府なりき、世襲して王政一新に至る。日向[illegible]記云、飫肥城、其創築の年を知らず、或は云往古飫肥院の[illegible]なりき、然れども院は城市せずして可なり、今日城の巍然たるを以て考ふれば、戰國の世守禦のために築きしものなり、然れども其比までは松尾丸(本丸より今の松尾を總て松尾丸と云)中の丸、(今の大書院のある所なり)今城(今の山里)と三つに分れて、要害も堅固ならず、然るに貞享元年十一月大地震の後、中の丸今城松尾丸を引ならし、其の馬場に高二間半の石垣を築き、屋敷構となし、中の丸に館を建てらる。又云、文明十六年、伊東祐國利て兵を都於郡より出して、島津領の飫肥を侵ふ、是島津より飫肥城に居ゑ置かれし新納近江守忠續を、櫛間の領主伊作武部太輔久逸不和なるよりおこる、翌年三月、祐國七浦より攻入、八日楠原に陣を居ゑらる、(今の上城郎其地なり)其妻領主北原長門守父子も當家に一味、同く飫肥に發向あり、六月十二日、島津忠昌櫻島より纜を解き、其夜は數根に船を寄せ、明れば十三日未明に着陣、十八日總軍都の城を打立ちぬ、飫肥の城早朝の時にて、新納が籠館既に絶なんとする處に島津家より大勢後詰あり、祐國縱横に駈け破り、近づく敵を許多打取りしかども、郎等悉く打死して、終に楠原(クスバル)陣門の外(今の法恩寺[illegible]の少し前より上城に上る處なりと云ひ傳ふ)にて戰死、其後三位公義祐の時、又師を出したり、天文十年冬を始として、其れより後は年々合戰の止む期なかりければ、飫肥城主島津豐後守忠親今は力竭き、薩島に急を告ること頻なりければ、島津貴久大に之を憂ひ、二男兵庫頭義弘を以て忠親の養子となし、飫肥に往て忠親を助け、伊東家を防ぐべき旨を命せらる、此事京都將軍家へ聞こえ、永祿三年九月、足利義輝より伊勢備後守を日向に差下され、島津伊東和睦の取扱あり、然れ共和議は遂にかなはずして、四年、三位公は飫肥と酒谷との間なる鍬が倉に陣を構へられければ、兩城(飫肥城酒谷城)の通路自由ならず、一旦の謀計を以て、當家に向ひ申すやう、先つ鍬が倉を引玉へ、然る後に降參すべしとなり、其時肝屬省釣より忠親に使を遣し、飫肥を伊東家に渡されし上は、志布志を肝屬に渡さるべしと申し送りける、忠親答て、志布志は肝屬の先代には[illegible]、肝屬には渡さじ、伊東家に渡すへしと云ひければ、明る五年當家より志布志を受取て、肝屬家に渡さる、[illegible]五月十八日忠親下城して、飫肥の城を圍に渡さる、[illegible]九月、島津方より飫肥番衆の[illegible]少なるに乘じ攻入る、是より又兩家の兵戈となり、後和議の成りしは永祿十一年なり、飫肥南郷は伊東家に渡し、櫛間を[illegible]に渡すべきに決定す、抑三位公飫肥征討を思ひ立れしことは、天文十年初て酒谷に陣を取られしより、是まで二十八年なるが、此度初て本望を遂けられ、[illegible]より十年[illegible]て、都於郡[illegible]落せし[illegible]に、飫肥城は再び島津家の[illegible]、其より十一年を經、豐太閤の先鋒を承り下向せられ、[illegible]領飫肥清武千七百町を安堵せらる。又云、飫肥受授の[illegible]め、文祿元年檢地[illegible]八千石高に[illegible]、之を高三萬六千石に定むる時、[illegible]以て軍功の[illegible]、[illegible]訣ありし爲、僅に四萬五百石なりけるに、[illegible]慶長六年にはき大に驚き、高揚より外手段なしと[illegible]上、慶長九年更に高六萬石の旨披露に及べり、國なる家老など之を聞檢地ありけるに、五萬七千八十石餘の高となる、私史氏曰、所得益多、而民貧窮、而國愈弱、無所利之[illegible]、必曰、不如此、則費不多也、國不強也、而不[illegible]其之[illegible]也、悲夫。

永祿四年、飫肥の伊東家に歸したる頃、[illegible]の[illegible]行文にり、當時の陣屋の狀態を見るに足る、曰く、古城(今の[illegible])魂、南無阿彌陀佛、近里遠村塔落し、野[illegible]の秋風[illegible]、今城(今の山里を云)に着ければ、心々に着[illegible]、征矢股の根を磨き、甲鎧の塵拂ひ、槍薙刀のさび落し、今やうはやる腰團扇、火矢の纈手大矢立、身よりも高き長刀、ぬつばきつばに差添へて、寄せくる敵もあれかしと、心いられの人もあり、又深窓に閉籠り、杜子美山谷同じ五羅、來る宿の螢雪の、光の影にたのしみて、詩歌連歌や

舞ひ唄ひ、尺八吹や笛大鼓、日夜鼓に打なるゝ、碁のかけものは花の枝、將棊雙六力業、相撲大酒高ぞゝ、其森の透の間に、打つや手拍子膝拍子、空(ソラ)うそ吹て礫打、結ひそへ髪に藁本結ひ、狩漁の族もあり、陣屋々々の北數に、我が家々の幕の紋、いまだ見馴ぬ人多し、云々。

酒谷(サケヤ)　(小松山)

今酒谷村と云ふ、飫肥の西なる山村にして、小松山牛峠の峻嶺、甲山鈴嶽等三面を繞り、溪澗の水は東流す、即油津廣戸川の源なり。小松(コマツ)山は酒谷と北郷の間に跨り、直高四千一百六十尺、日州東南隅の秀峰なり。

日向纂記云、文明十六年十一月、伊東尊祐門将を遣けて、飫肥北郷に亂入し合戰あり、新納近江守忠續は、重て敗軍の兵を集め、飫肥本城に楯籠る、十二月四日、伊作式部大輔久逸數千の兵を率し、南郷城に押寄せ、片時の間に攻落し、其勢強大なり、されども島津方に和泉[illegible]守と云へる者、酒谷城を守り、要害堅固に據へたれば、味方の勢も輙く攻落すこと克はず、是に由て飫肥と莊内との通路は恙なかりける。

北郷(キタゴウ)　(郷之原)

今飫肥の北、北河内、郷之原、大藤を合併して北郷村と云ふ、古への飫肥北郷の遺稱なるべし、(古への北郷は今の飫肥吾田(アガタ)東郷なども總べたる稱なり)郷之原(ガウノハラ)は、宮崎清武の坂路と、都城三俣の山道との岐頭とす。

日向纂記云、北河内の潮嶽神社より西に當りて、十町計り川上に大瀑と云所あり、其瀧は周圍三町、自然の山圍なれども、嶺は三丈はかり隆然として圓し、其中央に大木ありしと見え、其朽株(周圍二丈五尺餘)今猶殘れり、五六歩西に、大[illegible]大明神の小祠あり、火闌降命の陵なりと云ひ傳ふ。○地學雜志云、飫肥の北郷村に於ける第三紀層は燐礦に富めり、就中其含量豐多なるものに在りては、農業上燐肥として應用するを得、所在地は本村内

(亂杭山)

亂杭(ランゲイ)山の南脚に屬し、小山脈東側の絶壁にて、油津港灣に注する東川の沿岸なり、(宮崎町より飫肥村に貫通する新道北に在り)東川は舟楫の便あり、故に岩石の採掘運搬には極めて便利なり。

油津(アブラツ)　(平野)(東川)

今油津町と云ふ、飫肥の東南二里なる津市にして、戸數四百、其港灣は小なれど、利便の稱あり、細島を去る五十海里、佐賀關を去る百二十海里とす。水路志云、油津は其港口南に面し、濶凡五鏈、大節(オホフシ)鼻を東側となし、灣入すると凡九鏈、而して裸巖、七ツ巖、及び木場島、大島等其南に羅列す、西側は高山相連り、灣首に廣戸川あり、市街の西側に流出す。

油津は、國人の稱して神代記吾平津の地と主張する所也、今は平野(ヒラノ)村の境内なりしが、近時分裂して平野は吾田(アガタ)と改む、蓋又古吏吾田邑と云ふを追へる者とす、廣戸川(酒谷に發す)東川(ヒガシ)(北郷に發す)の二水此に至り灣汗に歸す、長凡六里、往時はこの二水共に油津の北にて海に入りしが、貞享中、十餘町の運渠を造り、油津港に相通せしめたり。

日向纂記云、平野村油津に堀川を開通せざる以前は、飫肥中の山々より伐り出せる材木は、其悉く濱邊の[illegible]より、油津の港に消さ得ず、天和年中、油津乙姫神社の前を堀り通し、堂子か島より東川の水を引き入る、貞享三年三月まで、二十有八月を經て竣功す、梅が濱村に堀川に船倉石垣を築かれしも其時なり。

日向纂記又云、廣戸の南三里油津あり、人家四百ばかりの津なり、其前面は灣海にて舟かゝり場あり、左右は南山對峙して海中に突出す、後山は稍昇くして連綿馬脊の如し、故老の言ひ傳ふる說に、日本書紀に所謂吾平山上の陵は即是なりと、文久三年、此山巓に砲臺を築くとて、樹木を芟除し、土石を平けるに、山巓の地勢に隨ひ、其形隆然として高く、其中央七八尺の間稍平にして、小祠を建てし跡にてもあらん歟と想はる、所二ッあり、其南方に深さ六尺計の湟あり、東の方なるを堀崩す事五六尺にして、大さ一二尺ばかりなる石を以て、左右兩側(其中間廣さ三尺はかり)築きし石垣あり、其底は皆平なる石にて、其中に鏡一つ環一つ、其他種々の玉あり、鏡は古銅の色蒼然として猶存し、天王日月の文字などあり、之を博古圖に徵すれば漢の海獸鏡なり、若し果して然らば時代少しく相違し、書紀所謂吾平山上陵とも定め難し、環は金をきせたり、極て精金なり、玉は其形各異にして、其光玲瓏たり、又西の方なるを堀り崩しければ、太刀一口あり、藩廳より即刻命して土功を止めしむ、又右の場所より二三十歩東の尾續きの山巓に、圓形の地二ヶ所あり、如何にも古の山陵ならん歟と想はる。

按に、吾田吾平の地名は、薩州の阿多、隅州の姶羅を以て確實なりとす、又古墳の散在に因して、兒湯、宮崎、飫肥の各邊に偉大壯麗、後人をして驚異せしむる者あり、然れども其偉大壯麗は、必しも皇孫の御陵に擬すべき所以にあらず、土豪酋長と雖、大陵を起し大冢を築きたるは、古代の風習とす、又按に、神武紀吾田邑吾平津媛とある、吾平津は地名なりとのみ云ひ難し、是は古事記に「故坐日向時、娶阿多之小椅君妹、名阿比良比賣」と載せ、阿比良は地名なりしにもせよ、津は港津の義にあらずと知るべし。

(熊谷)

文明十六年、櫛間城主伊作久逸と、飫肥城主新納忠續の二將互に矛盾に及びけるが、久逸より伊東家に加勢を乞ひければ、祐國速に許容ありて、同年十一月、大勢を引率し、郷の原に出て、安國寺(今飫肥にある安國寺は此後三年を經て、長享元年郷原より今の地に移れり)に陣取、東郷を燒拂ひ、其より酒谷嶺に攻登り、飫肥勢を廣木田迄追崩し、其勢に乘じて新山城を攻落し、「莊内平治記」直ちに西郷に入て、熊谷(クマタニ)新城に本陣を居たらる。(「日向記」)熊谷は今吾田村の大字にして昔は西郷(ニシノガウ)と曰へる

地なり。

南郷（ナンガウ） 飫肥南郷の訓にて、（建久圖田帳、島津庄寄郡、飫肥南郷、百十町）今細田、南郷、榎原の三村に分る、油津の南にして、又大堂津（細田に屬す）目井津（南郷大字中村に屬す）外之浦（南郷下字潟上に屬す）の三小港あり、外之浦最著名なり 或は南郷の村里を南浦（ナンボ）と呼ぶ、僧南浦和尚の故里なり、（和尚名は文之、字は玄昌、外之浦に生れ、鹿兒島桂樹院に就き儒書を學び講說す、世に稱して「儒中一僧窩、僧窩爲儒以歸仁、猶云吾趣、俱是文璋先師」と曰ふ）北遺有南浦文集あり。

遣興　　僧　南浦

郷國千里得生還、鏡裡看來首已斑、富貴薰天皆外物、篤清高未對青山、

寄上江戶、艤舟南浦、留別諸友

揖昔[illegible]西梅形、[illegible]波清[illegible]叉揚舲、難忘情處唯兄弟、攜手須於酒未醒、　落合　双石

外浦（トノウラ） 今南鄉村大字潟上の別名にして、其港の稱あり、大堂津は外浦の北一里にして、沼澤を隔つ。○水路志云、外浦は油津の南々西五海里强、大島鞍埼燈臺の西三海里許にあり、港口は東に面し、廣凡五鏈半にして、北々西に灣入すること凡六鏈、日向沿海に於ては、細島及び此處を以て最佳の泊處とす、浦中人口六八〇餘、漁業を主とし、陸業を兼ぬ、此村落以北は廣濶なる泥沼地なり、往時は鹽田なりしが、數十年前天災の爲め、甚しく破れたりと云ふ。

日向纂記云、昔外浦より大堂津まで、海水相通す、今の目井津隣津等の地は、海中の島なり、慶安三年此に土手を築けるが、寛文二年地震にて、濤武八千五百石餘の損失と成ければ、國人窃に相議して外浦に無理なる土功を興し、些少の利を爭はれし報應にて、斯る災害あり、其大の害を招かれしなど風評せりとぞ。（大堂津は今細田村大字下方に屬す）

目井津（メキツ） 今南鄉村大字中村に屬す、古寫傳記に貞和三年四國中國海賊等三十餘艘、自飫肥南郷、内目井浦、三河肝付郡」と錄せる古傳あり、當時官方の水師の此地方を往來せるを知るべし、玄與日記にも、外浦泊船の狀見ゆ、「文祿五年閏七月七日、あのの湊を漕出侍れば、磨士かけて見えて侍りぬ、和田の原漕出て、見れば、久方の雲井にまがふ沖つ白波のうた思合せ侍りぬ、其日くれかたにとの浦へ御着船なり、彼浦に十日餘り御船をとどめられ候、近衛樣二十首の御歌あり」

日向纂記云、飫肥城は一旦伊東家に降服して、永祿五年五月より九月まで格護せられけるが、再島津忠親に回復せられしかば、六年八月軍勢を飫肥にさし向ける、先つ北鄉時久に人數を預け、東光寺鬼が城を根城として、一手の勢を以て外浦を攻破る、其頃外浦には琉球船唐船着岸しければ、味方の者共、錦襴（キンラン）・緞子（ドンス）種々の珍物を買ひ取り、弓や鑓の先に結ひ付けて、氣色ばうて歸り、目井の油城に構籠る、是を今に傳て目井の十一本鑓とぞ申しける（日向記）

大島（オホシマ） 外浦の洋中一海里餘に在り、長凡二海里、幅凡七鏈、高六七〇呎、南端を鞍埼と名つけ燈臺あり、今一等旋轉白色を顯し、海面上二八七呎、光達距離廿四海里。

榎原（エハラ） 今榎原村と云ふ、大窪橋之口の二大字あり、西は櫛間取山を以て櫛間と相限り、東は外之浦目井津に接す、

日向纂記云、慶長五年十二月、島津鎮莊內勢を秋月領櫛間勢と、八郎ヶ野に會合して、兩所の兵を結び大勢にて南鄉の內[illegible]取嶺に攻上り、飫肥南鄉を攻取んと勇み來る、南鄉村々より伊東勢早速出張して防ぐ、終に敵を追崩したり、抑島津高橋秋月、何れも石田治部少輔殿一味なり、然るに伊東より高橋領宮崎四萬石を打取り、只今は薩摩殿の領分高岡郷の內に手を入れ、[illegible]櫛間に[illegible]へも度々打入、是に由て島津殿より櫛間に加勢を遣し、飫肥を搦ん方便にて、大勢鐵取嶺に詰上り、伊東を[illegible]さんとせしものなりと。

市木（イチキ） 外浦の南なる一村にして、其海灣に幸島、築島等の小島あり、幸島には方解石を產す。

都井岬（トヰ） 都井村の岬角にして、岬田凡三十三町、北村[illegible]日州の南端とす、飫肥を距る九里、油津の南十七海里、西南肝付の火埼と相對向す ○水路志云、都井埼は閉岸角にして、附近數多の岩石出で散布し、岬東に於ては其擴延すること凡二鏈、西南に於ては凡六鏈に達す、此埼の西北に灣入する者を有明（アリアケ）浦と云ふ。

本城（ホンジヤウ） 今本城村と云ふ、都井の西北二里、大字崎田に一港灣あり、故に沖浦とも稱す、福島の郡元より東二里とす。

按に崎田の浦は、玄與日記にあいの浦を記し、赤前島と外浦の間なる泊所是なるべし、其本城と云ふも本庄の義にて、某の庄と呼べるものならん。

櫛間（クシマ） 舊院名にして、建久圖田帳に、宮崎郡櫛間院三百町と云へり、飫肥の西にして、諸縣郡救仁院と相接し、地勢一區を成し、福島川の山谷を占む。今大束（オホツカ）村、北方村、福島村の三に分る、大字串間は北方に屬し、上町と稱し、院の治所たりし郡本は、今町と稱し、福島の大字西方是也。

肥後國事蹟通考云、嘉吉元年三月、島津忠國之臣樺山某、討足利義昭（義教兄弟也）於日向國櫛間、義昭自殺、初義昭爲僧、住大覺寺、永享十一年遁位、密奉南朝皇子某（名闕、菊池傳記、作宜良王、非也）將作亂、將軍義教令忠國之將討殺之、菊池大村等匿之、兩書謂義昭出走、至是義昭在櫛間、令忠國殺之、（菊池傳記謂門跡謂）日向纂記云、本州は昔土持院、飫肥院、櫛間院、新納院、

穆佐院、三股院、眞幸院、救仁院とて八院を設け置かれて、其地の政務を管轄せしめられしと聞傳ふれども、今は其蹟もさだかならず、其初め何れの時に起りしや、櫛間にては今に至る迄、郡中のことを院中と云ひ、古言の存せしと見えたり、文明年中、伊東氏の勢振ひければ、櫛間城主伊作式部大輔久逸は、伊東を頼んで飫肥城主新納近江守忠續を滅し、多年の怨を報いんとて、文明十七年飫肥表に出張して、伊東に力を戮せ居たる處に、伊東祐國戰死あり、久逸も櫛間さして引取り、島津忠昌も末吉より櫛馬に出馬ありければ、久逸今はすべきやうなく、降服せり、久逸は島津忠國の三男にて、忠昌の爲めには伯父なれば、忠昌も其罪を宥て本領伊作に還住す可き旨命ぜらる、天文永祿中には島津の一門豐後守忠親櫛間の邑主たり、伊東家と屢合戰あり、島津勢敗れて飫肥を伊東へ、櫛間を肝付兼續へ渡され、一旦の和議ありき、天正の初め伊東肝付共に島津の勢に敵し難く、日向の諸郡皆島津に一統せられ、豐太閤九州平定の時、櫛間院を割き高鍋城主秋月種實の別邑とせらる。

福島（フクシマ） 今福島村と云ふ、櫛間の首里にして、飫肥の南七里に在り、南諸縣郡志布志の東二里半、志布志、高山、内之浦(肝付)と相并立して、有明浦の瀕岸に位置す。

(福島川) 福島川は大東村の山中（男鈴、女鈴、男甲、女甲等の山峯あり）に發源し、南流六里、郡本（コホリモト）に至り海に入る、其海口は西に向ひ、小諸灣を成す。

東諸縣郡

東諸縣郡（ヒガシモロカタ） 諸縣郡の東北偏にして、去川（サリ）綾（アヤ）川の峽谷を占む、即兒湯の南宮崎の西とす、今七村に分ち、郡衙は高岡に在り（本篇は西諸縣の所管須木（スキ）を本郡の下に繫けたり）

諸縣郡（モロカタ）（ムラカタ） 明治十二年、本郡を分ち東西南北の四と爲し、南郡は二十九年に至り、大隅國に入り、囎唹郡と改む。諸縣は和名抄牟禮加多と訓すれど、今俗毛呂加多とのみ唱ふ、又和名抄本郡瓜生郷の地は、後世宮崎郡に入る。

諸縣は景行紀に、諸縣君泉媛石瀬（イハセ）川の邊に一族を集め、大饗を獻ることを見ゆ、此諸縣君の居邑は、和名抄に縣田（アガタ）郷とありて、後の都城と云ふ者にあたる歟、確證を見ずと雖、形勢を以て推すべし、同帝紀又云、日向國有佳人、曰御刀媛（古事記作美波迦斯毘賣）則召爲妃、生豐國別皇子、是日向國造之祖也と、此御刀媛も諸縣君の女にあらずや、應神紀に、

有人奏之曰、日向國有孃子、名曰髮長媛、卽諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅之、云々、一曰、日向諸縣君牛、仕于朝廷、年既耆耈之、不能仕、乃致仕、退於本土、則貢上己女髮長媛、天皇悅之、

と、同例事たるべし、且國造本紀に、應神帝の時、豐國別皇子の三世孫老男を以て、日向國造と爲すとあるは、老男卽牛諸井の別號なりとも謂はる、抑此諸縣は國造と相隣比し、西州の一部なり、景行帝征討の後、諸縣君の女を後宮に納れ、其所生皇子を降して國造家と爲したまへるは、遠謀深計とや稱し奉らん。又古代の風俗歌舞の中に、諸縣舞あり、其事今詳にし難し、續紀「天平三年七月、定雅樂寮雜樂生員、大唐樂三十九人、百濟樂二十六人、高麗樂八人、新羅樂四人、度羅樂六十二人、諸縣舞八人、筑紫舞二十人云々、但度羅諸縣、筑紫舞生、並取樂戶」と見ゆ、此諸縣は筑紫と並べて擧たれば、日向國諸縣なる事疑なく、往古諸縣人の一種の歌舞ありしなり。

姓氏錄考證云、諸縣郡本庄村八幡神社の祠官宮永氏は、舊姓諸縣君にて、其先は豐國別命より出づ、豐國別の子を加牟波夏彥と云ふ、其子を老男と云ふ、老男の孫を牛諸井とす、其子多氣男は三俣に住みて郡司と爲ると傳ふ、定めて據あることとなるべし。

建久圖田帳に「宇佐宮領、諸縣庄四百五十町、地頭故勲藤左衛門尉、不知實名」とあり、是は郡內なる島津御庄の外なる大庄にて、八代本庄を本とす。深年村（今八代村に屬す）の善哉坊の鐘銘に、

日向諸縣御庄、寬喜三年五月日、願主上人佛晋豪、

とあり、卽諸縣庄とは八代山鹿の二郷にあたり、勲藤は卽伊東家の祖當時を指す、此庄の把田は宇佐大鏡に、

諸縣本庄、起請田百七十六町、長承年中目六、件庄者國司菅野政義任、天喜五年、封氏八十人代、若西至淮宮、荒野後立寺神領之間、所開發也。

穆佐郷（ムカサ） 和名抄、諸縣郡穆佐郷。○今穆佐、高岡、倉岡の三村にあたるべし、去川南岸の峽谷を占め、西は野後（西諸縣郡）東は生目（イキメ）(宮崎郡)に至り、方三四里に渉る　後世或は六笠、又向左に作る、建久圖田帳に穆佐院三百町とありて、島津御莊の寄郡なりき。

六笠城址（ムカサ） 今穆佐村大字小山田に在り（去川の南岸、高岡の東南に當る）日向纂記云、建武二年十二月、宮方の大將伊東藤內左衛門祐廣、穆佐の城に楯籠りけるを、伊東[illegible]土持氏と兵を并せ、穆佐に押寄せ、一日一夜相戰ひ、祐廣以下數十人打取りける、其後も兵亂止まず、伊東の一手小勢にて、持手をつくさざるにあらずと雖、日州の爭亂輙く平ぐべきに非ざれば、其旨足利將軍に言上ありけるにぞ、足利家より畠山修理亮義顯（修理亮義顯、諸書皆同あり、日向記參考は花押藪を引て、足利上總介泰氏の子、二郎、從五位下修理太夫、源義顯なり

とす、南山巡狩録等の書に依て之を推すに、日向記院の御料二十一ヶ郷の段に見えたる、畠山治部大輔は實に此修理亮と同人なり）日向の守護として、（日向記は打順に作る、誤れざるは日向に探題あることを聞かず）[illegible]佐土原にさし下されけるが、其より島津氏頭に菊池武光と年度と合戦に及べり、太平記に、今年（延文三）の春、筑紫探題一色左京大夫直氏、舍弟修理太夫範氏は菊池肥前守武光に打負け、京都へ上られければ、少貳大友以下皆宮方に從ひ、筑紫九國の内には、畠山治部大輔が日向六笠と云に籠りたる計りが、將軍方とては殘りけるを」云々、南山巡狩録に、島津古文書を引て曰く、正平十一年、「去る正平六年より宮方となり、又は直冬方となつて鎮西に蜂を擾かし畠山讃部、勢盡きたりしにや、今年に至て武家方に降參したりければ、彼が罪をゆるし、日向國の守護職を與へらる」又畠山系譜を引て曰く、「建徳元年、畠山治部大輔久國、同出羽守武國は六笠城に籠り、宮の守佐原常陸守定基に二百餘騎を相添へ、時に臨んで菊池を打んとはかる、此時菊池は其勢盛んにして、島津出國さへ宮方となり、畠山を打從へんと日向國に向ひ、同月二十八日肥前國寺ヶ原にて合戦あり、畠山が勢終に島津勢を打破る、足利直冬書を與へて畠山が功を賞す」諸書記する所にて考ふれば、日向記に「畠山修理亮は建武四年四月十四日日向に下られしが、肥後の菊池に攻られて鶴松なく歸り登られし」とあるは誤ならん、文安二年九月、土持宗同心にて穆佐城を攻落し（此時穆佐の敵、亦何人たるを審にせず）落合治部少輔を把頭とせらるとも傳ふ。○按するに、南山巡狩録に島津古文書を引きて曰く「正平七年六月五日、さきに鎮西に於て足利直冬伊東八郎等をかたらひ、所々を亂妨し、鮮氏の御所の御領日向國穆佐院を押領しければ、一宮の方より直冬方の者ともを追討すへきよし、今日其沙汰に及ぶ」鎮西要略に「正平九年、畠山在日向、相從宮方者同所、勝負互之、伊東土持、阿多宮崎之倫、屬宮方、守護畠大和守從武家、以六笠城、警衛國中矣」と、この一條證なし（地理纂考云、穆佐の高城は、大平記六笠に作り、畠山修理亮直顕の據りし所なり、其後伊東氏是を領す、應永年中、島津元久之を奪ひ海江田某を留る、元久の子久豐穆佐に在城す、伊東大和守祐安其女を以て久豐に嫁し、此國當城に生る、應永十八年元久卒す、久豐鹿兒島に歸り其後を嗣く、此後又伊東が所領となりしを、義祐豐後に逃れしより永く島津家の有となれり。

去川（サリ）

大淀川の上游にして、穆佐郷に此名あり、其源は小林の石瀬川（西諸縣）都城の莊内川（北諸縣）とす。去川山は去川の南嶺にして、三俣田野の兩村に跨り、障泥嶺と相連る。延喜式に驛名を去川、水俣、島津と次第するは、今の高岡村、義去川の驛にして、水俣島津を經て、大隅國府に向ふ。

高岡（タカチカ）（山内）

今高岡村と云ふ、大字高岡（山下と云ふ）內山（ウチヤマ）、五町、花見等あり、去川の北岸、宮崎より小林に通する驛次にして、又郷治の所とす（宮崎の西四里）

地理纂考云、高岡郷は往時穆佐院の中にして、久津良と號し、久津良太郎家光の知行なりしとぞ、天正以降、島津家に歸し、慶長五年、比志島國貞内山村に天ヶ城（アメガ）を築き、十年七百餘人を移住せしめ、之より高岡と改め、日向口の鎭戍なり、高濱に粟野神社あり、一郷の總社とす、又内山に月知（ゲツチ）梅と云ふ名花あり、香積寺客殿の庭なり（寺は廢して今なし）安永天明の比までは一株なりしか、繁衍するに從ひ、枝垂ては其處に根を生し、展轉蔓延し、今は數十株と爲り、四方十間許、花は八重の大白にして、芳淡清なり、

香積寺前有梅、大二十圍、盤結如蓋、不知創植之歳、蓋古代之光物也、余偶過見之、名以月梅知、

老[illegible]歳寒枝、遠出人間孤傳[illegible]、[illegible]　島津[illegible]久
當[illegible]有月梅知、

征西戰記云、七月廿四日、官軍都城を陷れし後、第三旅團は三俣高城を略定し、高岡宮崎に向ふ、時に第二旅團の右翼は、去川左岸に沿ひ、第三旅團の左翼と相連絡し、左翼は野尻官道より別働第二旅團の右翼と合し兵營を占き、中道より谷間に[illegible]容地を占領し、第三旅團、兵は去川右岸より第三旅團の右翼と相應し、國見嶺を經て去川に出づ、二十六日、第三旅團は別働第二旅團と合し、[illegible]して營屋線を定め、攻擊偵察兵を高岡官道に出だす、二十九日、第二旅團は柳瀬村及び赤谷坂の賊を破り、に高岡倉岡を占む。

法華寺址（ホッケジ）

高岡に在り、法[illegible]寺と稱し、河上篤經鎌に九百年の古刹にして、百三十院ありと云ふもの是也。

倉岡（クラチカ）

今倉岡村と云ふ、高岡の東に接し、去川綾川の合流する邊に當る、大字糸原、柳瀬、堤内等あり、倉岡より下流三里を大淀と呼び、舟船の往來自在なり。

地理纂考云、往古掃部[illegible]信は伊東[illegible]の臣にて、清武の城主たり、天正五年義祐敗れて故國を去りし後は、清信も行方知れざりしを、慶長五年關ヶ原西軍の利なきを時とし、加茂清武に還り、兵を集めて近邑を侵し、其に乘して故土を取らむとす、島津家の諸城主各所に據り固く守る、島津義久諸將を遣して佐土原及び東長寺の兩城を救はしめ、又穆佐倉岡の諸所を守らしむ、時に島津義弘關ヶ原の役終りて丹後より歸り、九月廿七日細島より上陸し、八代に宿る、此日稻津掃部清信宮崎城を陷れ、佐土原の城下を侵す、我將士力戰して敵を卻く、[illegible]諸將を戒めて八代を去る、十月四日、清信千餘人を率ひ穆佐城を攻む、守將河田大膳國鎭出擊して是を破る、十二月廿四日、清信が兵又倉岡城を襲ふ、守將丹生備前擊て是を卻

く、六年正月七日、又祐信が兵を以て城を圍はむとす、城兵清武の界に出て迎へ反撃して敗走す、四月十日又倉岡を攻む、内山城將比志島紀伊守國貞等來り救ふ、敵軍遁れ去る、此後祐信行方を知らず、亂も亦熄むといふ。

八代郷 和名抄、諸縣郡八代郷。○今本莊村、木脇村、八代村なるべし、穆佐郷の北にして、綾川の谷口に位置す、蓋本莊は即八代本莊の首なるべし。

(木脇)

日向纂記云、延元元年正月二十三日、將軍方伊東祐持は宮方伊東藤内祐貫の居城八代に押寄て圍攝みけるに、殘黨共猪野見城に籠れる由聞えければ、即時に馳向ひ、攻たりしかども引退き、二十九日重て大勢を催し、猪野見城に押寄て、二月四日まで手痛く攻られしかども、城兵強うして落難く、却て味方には土持宣栄同助次手創を負ひ、又々勢を揚て引退き、暫く軍はなかりける。

本莊 今本莊村大字六日町を壤と爲す、倉岡の西北一里に在り、六日町より倉岡の倉崎の邊にわたり、古墳多く散在す、俗に本莊の四十八塚と稱す、嶺志田向高宮王光等の大字あり。

深年 今八代村の大字なり、相傳ふ、伊東祐光鎌倉幕府の命にて、伊東の家督を嗣はり、文永三年丙寅、祐光五十四歳にして卒せられければ、日向國諸縣莊の内に爲めに一寺を建立、寺領三十町を寄付せらる(日向記)今飫肥の報恩寺は、天正の頃、住職の報光寺を換して建られし所なり。

伊佐保 今伊佐生に作る、八代村の大字とす、建久圖田帳に、諸縣郡宇佐宮領、余田別府卅町、伊佐保別府拾町、當す。

山鹿郷 和名抄、諸縣郡山鹿郷。○今詳ならず、綾村などにあたるかと云ふ。

綾 今綾村と云ふ、本庄の西なる山村にして、延喜式に見ゆる古驛なり、(延喜式の驛路は兒湯の國府より、西都、野後、東守を次第し、大隅國に向へる也)大字南俣に、綾衛の遺名あり。(亞椰をば、原書西椰に作るは非なり、今意を以て訂正す)

(亞椰)

法華嶽 綾西北の峻嶺なり、藥師堂ありて、日州の一靈場たりき。日向見聞錄云、法華嶽に和泉式部が癩病を祈りて其驗ありしと傳ふるは、京因幡堂藥師の緣起を撰據したる也、兒湯郡の三宅村鞍馬寺に、義經公の事を說くもいと、同日の談なり。

綾川 大淀川の一支源にして、亦二源に出つ、共に須木村の西北嶺(肥後國求麻郡槻木村に界る)に發し、東南流す、南川北川の別あり、各八九里許、綾村の東に於て相合ふ、更に東流二里半にして本川と會し、大淀と爲る。

須木 今須木村と云ふ(西諸縣の所管たり)綾川の源頭にして、山谷方四五里の間を占め、白髪岳の東に當る、戶數三百、田圃乏くして、耕作に勤む、猪鹿を獵して生業をたすく、薩藩の舊封に於て、馬籠野の邑を爲したり。(北は峰嶺を隔てゝ、米良谷と相隣る)薩藩行國考云、曹笥の瀑布は須木村にして、一流の水兩派に分れ、南流瀑瀧として、その間一町許をへだて、瀑場頭を横ふ、瀧に對する巖頭に、觀音の石像を安す、此所より瞰るに、瀑布五條を搦く、高さ凡三十尋、是を蓬瀧と云ふ。○丁丑の役、官軍二大隊、七月十日を以て小林より須木に入り、米良谷須木村の通路を開くし、以て野尻道に向ひ、進攻を謀りたり。

北諸縣郡

北諸縣郡 諸縣郡の中央にして、東西諸縣郡の南に在り、其之を北郡と云ふは南諸縣(今大隅國囎唹郡)の北なればなり。中世の島津院三俣院の地にして、霧島山の東麓とす、其餘水は莊内川と爲り北流、去川に入る。本郡は今十一村(本篇は本郡所管高崎を西諸縣へ移し、南諸縣の財部末吉を本郡に係く)に分ち、治所は都城に在り、

三俣 延喜式、驛名水俣に作る、中世院倉の名に呼び、建久圖田帳に、三俣院七百町、在諸縣郡内と云ふもの是なり、又高城郷とも稱したりしが、今三股、山之口、高城の三村と爲し、北諸縣郡の東北一半を占む。

(水俣)

障泥嶽 三俣の東北に盤踞する峻嶺にして、餘隊東諸縣郡高岡村、宮崎郡田野村に跨る。

(勝岡)

今の三俣村は、勝岡とも稱せる者にして、樺山餅原等の大字あり、都城の東なる梶山川の谷なり、(樺山氏は島津忠宗の五男六郎左衛門尉資久を祖とす)梶山川に泝り、峰嶺を極むれば、飫肥の北郷谷に出づ。

(樺山)

山之口 今花之木、富吉を合併し、山之口村と云ふ、勝岡の北に接し、都城より宮崎に通ずる山路の口に當る。花之木には三俣城址あり、富吉には的野神社あり。○地理纂考云、的野正八幡宮は、和銅三年の創建にて、往古三俣院の宗社なり、申酉方三町許に御手洗池あり、十月の祭には池の側に假屋を設け、三つの神輿を守り下る、之を濱殿下りといふ、又長一丈餘の偶人に布の衣を着せ、面に朱面を被せたるを、四輪車に乘せ、神輿の先に曳く、是を大人彌五郎と稱して、隼人渠帥が形狀を摸せるなりといふ、二月祭日に、田踊或は田祠と唱へ、牛の形を餘を造り、耕田の狀をなす。

三俣城址 地理纂考云、花之木村松尾は、三俣城也、太平記に、菊池武光、日州六笠城を攻む、先三俣城を陷ると見え、また大日本史に、正平十三年、菊池武光は畠山國久の子重隆が三俣城を攻め是に克つとある是なり、其

後伊東氏に屬して、永正の頃伊東大臣落合城主なり、此地に擁護寺ありて、本尊の背に「應永三十四年丁未四月十六日作之、願主[illegible]木[illegible]馬介公親」と銘し、又臺の裏に「永正十年癸酉二月十五日、施主落合刑部丞藤原爲有」と記したり、天正六年[illegible]後に寄りし後、永く島津氏に屬して、家臣北鄕[illegible]相之を領す。日向舊記云、太平記、舊都合戰の後に見ゆるは、菊池武光、延文三年十一月十日、畠山治部大輔が子息民部少輔が籠りたる三股城を、晝夜十七日が中に攻落して、敵をうつこと三百人に及べり、畠山父子憑み切たる三股の城を落されて、協はじとや思ひけん、諸の城にもたまらず、引て深山の奥へ逃籠りける云々と也、其のち三俣千町の大邑は、伊東公伏臣を討て失ふ事を恨んとて一念[illegible]かりければ、島津家より其[illegible]を紛ん爲めに、明應四年伊東に割き與へて和議を請せし處なり、永正の末に至り、北鄕家（都城城主）より屢三股邊に寇をなせば、永正十七年伊東は同城を[illegible]しめたり、北鄕家も山田、安永、野々美谷を手固く守りける、大永三年十一月八日[illegible]公は北原家と兵を合せて野々美谷の城を攻めらる、（野々美谷は樺山氏代々の居城なりしが、後伊東領なれば、都城の城主北鄕氏の[illegible]地となれるなり）遂に落城に及ばざりけるが、[illegible]陣中に卒去せられ、交綏す。

花之木（ハナノキ）**（高木）** 今山之口村の大字にして、都城の東北三里とす、又花之木と都城の間なる中水村に、大字高木（タカギ）存す、本州の豪族高木氏の邑なるべし、[illegible]云、平治元年、源氏の[illegible]與にて兵を擧げしを、高木日向太郎通貞は、其父祖、文貞（文子）の比に日向守に任せしにや、日向國花木に所領あり。更に[illegible]云、齋藤[illegible]花木は京師相國寺領となりし時、其地頭高木久家は半當地を由立いれざも、[illegible]許せられず、守[illegible]は[illegible]元久に高木追討の命を下さる、同[illegible]四年、事なり、久家は[illegible]前高木氏の城、世々花木を領し苗字の地とす、其相國寺領となりしは、蓋此地一旦將軍家料所となり、後に相國寺に寄附せしならん。

高城（タカジャウ） 今高城村と云ふ、山之口の西北に接し、莊内川の東岸の地なり、大字[illegible]、大井手、有水等あり、高城は大井手の日和（ヒヨリ）城を本とし、後世郷名に轉したる者と云ふ。日向舊記云、明應四年、伊東氏三俣院を領せしより、高城、勝岡、野々美谷、下城、小山、松尾、山之口、是を伊東の八ツの外城（トジャウ）と名づけ、威風隣國に震へり、時に都城主北鄕[illegible]忠相、飫肥城主島津豐後守忠朝（豐州家忠廉子）眞幸（マサキ）の北原家と心を合せて、高城を攻んとす、頃は天文元年十一月なりき、されども高城の城は持こたへて落ざりける、天文三年に莊内悉く島津の領となる。

志和地（シワチ） 今志和地村は大字野々美谷、九谷、上水流、下水流等ありて、莊内川の西[illegible]なる原野を占む、北は高崎に至り、西は山田に至り、[illegible]は莊内に至る。大字上水流に志和地城址あり、當城は[illegible]寨にして、天文中北原氏の拔く所と爲る、十一年北鄕忠相之を攻め、城將白坂下總以下五百人を斬る。

野々美谷（ノノミヤ） 今志和地村の大字なり、地理纂考云、野々美谷は都城の北鄕氏の管下なりしを、[illegible]の相良氏押領し、應永元年七月、島津[illegible]守元久當城を拔て、樺山音久（音久は島津家四代上總介忠宗五男北鄕資忠が次子にて樺山音久の養子とす故に樺山と號す）を城主たらしむ、子孫是に居る事數世にして、五代[illegible]山長久に至り、當城を北鄕に讓りて、大永元年大[illegible]國[illegible]小濱に遷り、長久に代りて北鄕[illegible]門尉久[illegible]城主たり、同三年十一月伊東[illegible]兵を合せて來り攻む、尚久[illegible]に中りて死す、其後伊東の管下なりしを、天文元年、北鄕忠相、兵を發して是を取る、慶長四年、伊集院忠眞叛する時、有屋田大炊左衛門守ありて、大炊左衛門戰死して城陷る、伊東氏は野々美谷城の北二町許にあり、十人の[illegible]に[illegible]、碑文左の如し

陽春院大用公大禪定
敬立
于時大永四年甲申仲秋日　藤原式部大輔
[illegible]

山田（ヤマダ） 今中霧島と合同し、山田村と云ふ、志和地と共に[illegible]莊内鄕の村落にして、霧島山の東麓に在り、[illegible]長四年六月、島津[illegible]久の伊集院[illegible]を[illegible]時、山田に[illegible]寨ありしを隔れ、陣を此に移して、[illegible]城を圍めり。

莊内（シャウナイ） 是れも亦島津氏莊内の謂なれど、近世は都城の西北を特に莊内鄕と曰へり、今の莊内、山田、[illegible]、五十町の四村是なり、莊内川は三俣川、又は[illegible]川とも云ふ、末吉村の山中に發し、都城の西を過ぎ、横市川、堤山川、安永川等を併せ、一[illegible]を過ぎ、大川に入る、長十里。（此庄内は往時の御庄北鄕歟）

安永（ヤスナガ） 今の莊内村是なり、都城の西北二里とす、安永の西二里、霧島山の麓に[illegible]神社あり、又[illegible]とす。地理纂考云、安永の[illegible]に[illegible]し、一名を石峰（イシミネ）とも云へり、頂に大いなる巖の立並びたればなり、往古より此岡の北の方八分目許に寶庫ありしを、三島通庸、田中[illegible]等、土人と相議りて、明治三年絕頂に遷座し、大きなる巖ともを引直すに、六七尺許地の底より棒の如き物を[illegible]出たり、其形状奇なり、幅六寸許、長七尺五寸餘、重七十斤餘、其中心には[illegible]などを入れたるとおぼしくて、外は赤き土もて包み、神代に[illegible]と云ひしにやありけん、如何にも[illegible]付[illegible]し、[illegible]もいと古く見えたり。

五十町（ゴジッチヤウ） 今横市と合同し、五十市（イツイチ）村と改む、都城の西に接す、霧島[illegible]社あり、是は弘治三年、領主北鄕時久の創建にして、初め[illegible]の社[illegible]を、和州[illegible]に擬したりと云ふも、慶長中燒亡し、今は古への十分の一にも足らず。征西戰記云、七月、[illegible]は霧島山の南北、莊内小林を保つ、

而て官軍は三浦大山兩少將其分營を國分に置き、曾我少將は敷根に置く、曾我少將第四旅團の軍は福山方面に備へ、三浦少將第三旅團の軍は猪小石越を扼し、大山少將別働第三旅團の兵は其中央に在て財部方面に當り、而して高島少將は牙營を高隈に置き、其別働第一旅團の軍は市成恒吉等に屯し、以て岩川末吉方面に備へたり、參軍三少將に謀ふに、對持日を彌るの久きを以てすれば、曾我少將は其右翼別働第一旅團前日市成の失敗以來、縣隊の未全からざるを以てし、三浦少將は其左翼守備の兵なく一旦兵を都城に入らんとすれば、賊をして高島山腹より我背後に出しむるの虞あるを以てし、大山少將は左右兩軍の進まざるに獨り挺出するの不可なるを以て答ふ、廿四日、猪小石越の官軍、平原に鬪ひ、一擧して庄内驛を略れ、我軍大島少佐の部下最も善く奮進し、行く〳〵賊を追ひ擊ちて、午時已に都城に達す。

郡元（コホリモト）

今高木、金田と相併せ、沖水（オキミツ）村と曰ふ、三俣の西、都城の東北なる村落なり、郡元とは古の郡家の遺稱にやあらん、島津莊司の宅址を存す

地理纂考云、郡元稻荷社は、俗に島津稻荷と云ふ、惟宗忠久公、建久七年、薩州山門院下向（今[illegible]）、島津院祝吉の館に移り、此祠を建てたまふと傳ふ、祝吉（イハヨシ）は郡元の一地名にて、忠久の屋形跡とす、稻荷社の辰巳六町許、さたに之内御所と唱ふるは、祝吉の南一里安久村に遣れり、同く忠久公の遺蹟とす、按ずるに、安國寺（安國寺は南[illegible]氏にて、其[illegible]、[illegible]句を領して宗號とす、[illegible]久に從ひて薩に下る、安國寺は其の後身なり）言上狀に云く「南宗は部大夫は日向國司にて候いける間、島津に居住」云々、山田聖榮自記には「與三ヶ國御入部砌、先是薩州山門（ヤマト）に御下り、夫より島津御莊と申す者は、日州庄内三ヶ國を（トリノヤチ）往（イタキ）たる在所にて、庄内島津庄南郷之内御作り在り御座候訖、御落ちて八文字民部大夫殿を、始めは島津居住、其の跡御座候故に島津殿と申す也」云々、又鹿兒島寶持院の古記に「忠久公、建久七年當國島津莊島戸（シマト）有御下着、岩吉祝（イハヨシ）四方揃大堀御在城、稻荷大明神御崇、累世島津之氏神と崇給」云々とあり、安國寺言上狀等に因れば、惟宗廣言の屋形も此あたりなりけんを、今其址定かならず。

都城（ミヤコノジヤウ）

今都城町と云ふ、人口七千、一大邑にして、郡衙を置かる、（明治五年縣治の際、都城縣を置き、日州の數郡を治せしが、翌年ならずして廢す）宮崎を距る十三里、鹿兒島を去る十六里

都城は島津御莊の本據にして、北鄕（キタガウ）とも云ひ、日州南方の大邑たり、丁丑の亂に、七月廿四日、此地官軍の占有する所と爲る。平野氏審て記して云ふ、

都城在[illegible]封、邑土最大、以北鄕氏世領之、北地隣接伎肥薩、戰國之世、伊東氏據日向、與[illegible]界、戰鬪無止、北鄕氏爲宗[illegible]、守一方、終能退[illegible]、全[illegible]守、而歸[illegible]、其[illegible]院[illegible]於此、及[illegible]主[illegible]、其子忠眞據邑叛、[illegible]兵討之、[illegible]內[illegible]、[illegible]始一歲、而克之、復北鄕氏、余少時[illegible]、[illegible]千十二城[illegible]之[illegible]、訪昔時[illegible]之跡、東[illegible]牛[illegible]山、[illegible]接[illegible]、四北鄕氏守土之[illegible]、未嘗不[illegible]也、[illegible]三百[illegible]、莊內之地、[illegible]野、人物[illegible]、云々。

北鄕（キタガウ）

都城の一名なり、島津の北鄕、もしくは縣田の北鄕の[illegible]也、（[illegible]長狀に「永富二代目[illegible]、[illegible]名代、以在[illegible]死候、左[illegible]之[illegible]目も[illegible]、定遠時代、日州[illegible]、[illegible]御下[illegible]、[illegible]家々[illegible]田中八[illegible]、[illegible]三ヶ國大亂之刻、於彼在所爲如、前婦御舍第二三人、此ナ[illegible]、[illegible]之儀、[illegible]」と見ゆる[illegible]城を[illegible]外史には、寛文四年、當府[illegible]日向國北鄕[illegible]、定額

(戸守志)　(都城址)

仍滑田中某守都城と述ぶ。

地理纂考云、都城は上古都島と云ひ、中古島津又島戸と云ひ、後世庄内とも曰ふ、永和元年、島津氏の一門北鄕資久此に築城し、都城の名起る、其都の名はもと皇孫高千穗宮の[illegible]稱なるべし、建久圖田帳に、島津院三百町とありて、惟宗忠久公三ヶ國の守護職にて當國に下り、島津殿と號せし由舊記に見えたるも、此地なればなり、土人の傳說に、荒磯の世庄內の大河、高千穗の山下を廻り、大きなる湖なりし故に名を得たるにて、今に庄內川を湖水といふといへり、是に因れば神代紀に「自槵日二上天浮橋、立於浮渚在平處」とある浮渚（ウキシマ）なども由ありて聞ゆ、中世には無名抄に「筑紫のしまど」と云所に、かよふものゝ事のついでに、かたりけるは（中畧）大隅薩摩のほど、いづれの國とかや、大きなるみなと侍り」云々、又[illegible]鈔曰「毛東、執柄家之人用之、[illegible]稱、前關白近衞領、薩西志摩戸（シマト）莊土産」云々、など見ゆ、島津御莊の廣邑は三箇の諸郡に散在したるを以て、廣く被らせて呼べる事もありと知るべし、（島津谷香すべし）さて忠久より四代忠宗の六男、島津尾張守資忠、將軍足利尊氏に從ひ、軍功あり、薩摩國[illegible]前國安[illegible]の地頭に補せられ、文和元年諸縣郡北鄕三百町を與へられ、鹿兒島より此地に移り、北鄕を以て家號とす、其時の治所を薩摩迫（サツマサコ）と云ふ、（安永村の西にて當城より戌亥の方一里半餘也）資忠[illegible]男讃岐守義久、永和元年當城を築て都城と名付く、（往古此地は都島と云ひしを、城を築て都城と名付しより、後に一鄕の總名とはなりしなり）世々是を治所とす、後に又加增ありて安永、山田、志和地（シワチ）、野々美谷、高城、山之口、勝岡（カツチカ）、梅北（ウメキタ）、末吉、財部（タカラベ）、恒吉、永吉、（永吉は大隅國内にあり）內之浦等三萬六千餘石と云ふ、文祿中肝付の伊集院忠棟此地を得むと欲して、竊に石田三成に諂る、三成之を秀吉公に告く、是に於て北鄕時久都答

陣に歸り、忠恒當城に據る、[illegible]にして[illegible]して、[illegible]長四年三月、島津家久伊集院忠棟を伏見に於て手から殺害す、嗣子源次郎忠眞之を聞き、十二ヶ所に城を構へ、討手を待つ、家久公國に歸りたまひ、兵を發し東霧島に出て、庄内中の諸城を攻し、十月より山口直友を下し忠眞を諭し、家久をして忠眞が罪を赦さしむ、忠眞遂に降る、北郷忠能本領へ復る、○同書又云、永和元年、北郷義久當城を守る、翌年十二月、宮方今川満範當城を攻む、時に島津氏久志布志にあり、此報を聞き來り救ふ、三月朔日、北郷義久甲士七十餘人を從へ、城を出て今川満範と戰ふ、氏久是を助て進む、敵の將伊東六郎左衛門、池尻五郎、諸縣右馬助等を斬る、同三日又戰ひ、島津の將本田市正、北原仁七郎等死す、氏久彈兵を勵して奮戰す、敵衆遂に退散して都城全きを得たりとぞ、按に、天授三年に、大隅の守護島津氏久武家方に叛き、專く南朝方をせし時、探題今川了俊一族今川兵部大輔満範を差向け、日向都城を圍みければ、氏久必死の覺悟にて合戰したる事は、山田聖榮自記に載たり、氏久の向背叛服常操なく、其子元久の世、應永二年、今川探題の上洛まで、數年の間今川島津相抗して兵を構へたり、當時相良伊東、諸縣郡、國中の諸家或は附隨し、[illegible]國大に亂る。

(都島)

宮丸（ミヤマル）　今宮丸村の大字なり、一説に此地を高千穗宮趾と爲せど、最信憑に乏し。

地理纂考云、都城の地は高千穗山の東南の麓にして、往古都島と云ひ、其の中なる宮丸村を神代皇居の舊なる由傳稱せり、書紀古事記の傳には、共に皇孫命高千穗峯に天降坐て、直に笠沙御前に卜坐しが如く聞ゆれば、高千穗宮は彼方なりし如く思はるれど然らず、其は如何にと云ふに、古事記に「日子穗々出見尊者、坐高千穗宮、伍佰捌拾歳」とあるを思ふに、始めに高千穗宮の事なくしては、斯の如く打まかせて記すべきに非されば なり、今實地に因りて考ふるに、其[illegible]は高千穗山より西に當る事三十里に近ければ、其所なるを高千穗宮と云ふべからず（古事記傳古史徵等などに論あれど、皆く書紀古事記の趣を旅れ、實地に[illegible]考るに、種々神代天降の大宮は、高千穗の東西の峯の間なる高尾にて、後に都城の地に遷都ありて、其不合尊迄次々大宮所なりけん、されば都島宮址などいへるは、高千穗宮より出たる名なる事論なく、又都とは宮所の約言にて、皇居に限れる事は、書紀景行の卷に「到日向國、起行宮而居、故號其處、曰京也」とあるを[illegible]し、島は締りの略にて、一村にもあれ一郷にもあれ、一と方限をいへるなり、さて當村に[illegible]久東神社有て、往古城山の内に鎮坐ありしを、城を築く時[illegible]生ありて、其由を神武天皇の皇居の跡なる由云傳へたり。

文禄日記云、文禄五年七月、近衛殿濱市より廻へ御[illegible]をうつりおはします、寺[illegible]假屋御旅所になる、十五日はめぐりへ御逗留、十六日に庄内へ渡御なりぬ、龍伯庄内まで送り給ひぬ、十九日寺倶宿所にて御當坐の御歌あり、折節萩花の坐敷に侍れば「小男鹿の音も通はなむ、秋草の花をこかめにさせる宿には」、御家門様御遊候、

龍伯

花々を分にし野邊の歸るさや手振もてきてかめにさすらむ、

梅北（ウメキタ）　今安久、轡満を合せ、中郷村と改む、都城の南にして、當は島津莊南郷と稱したる地なり、中郷と南郷并びに圖田帳に見ゆ

(中郷)

神柱神社（カンバシラ）　地理纂考云、當社は太宰大貳平季基、萬壽三年伊勢大神宮の託宣ありて、當社を建立し、水俣島津の兩院の總鎮守とす、人民上下崇敬せざるはなし、季基伴兼貞に女子を配して嗣とす、兼貞男子五人あり、長男を太郎兼俊（肝付の宗とす）次を次郎兼任（萩原の宗とす）其次を三郎俊貞（安樂の宗とす）又其次を四郎行俊（和泉の宗とす）第五を兼高と號す、[illegible]宮介と稱して、神柱の祭祀を司り、之を梅北氏の祖とす、[illegible]中の人）に「三俣[illegible]神明[illegible]は、三俣の北平大[illegible]宮の夢想を[illegible]勧請あり、夫よりして梅北[illegible]大宮[illegible]なり、大監の在所は梅北と都城の間の原に[illegible]形あり、今に隠れなし」云々と載す、又神柱の東一町許に八幡宮あり。

(南郷)

[illegible]記云、法[illegible]、建武元年七月三日、島津庄日向方南郷、[illegible]人等、[illegible]名人等事、

遠江[illegible]部[illegible]三郎、原[illegible]、高時[illegible]同[illegible]中郷[illegible]三郷[illegible]原[illegible]、守時[illegible]人）同[illegible]人[illegible]類、高木孫三郎、中霧島大宮司[illegible]內[illegible]、當[illegible]梅北孫太郎[illegible]（下畧）

末吉（スエヨシ）　今末吉村と云ふ、（南諸縣の所管なり）梅北の南に接し、[illegible]川、庄内川の[illegible]さす、大字二之方（ニノカタ）、深川、河山等あり。

一書に、末吉に住吉[illegible]原[illegible]等の地名ありて、神代紀伊弉諾尊の禊祓の古蹟ならんと論せり、神代の事もとより悠遠、且史傳の想念を以て、概措し[illegible]、住吉神の古蹟は、筑前に遺存するもの稍信據に足る、其他の云々する所、殆附會のみ。

深川（フカガハ）　今末吉村の大字にのこる、大隅國建久圖田帳に、島津庄深川院百五十町十五丈とあるは、此地方を總べし私田也。

縣田鄕（アガタ）　和名抄、諸縣郡縣田鄕。○今詳ならず、舊都城の諸村落にあたるごとし、縣田は其名義より見るも、上田縣邑の義にして、島津三俣の兩院は此郷正に相合ふ、又郡元の名は都城の東に遺り、縣田郷も本郡の郡家と想はるれば、其由なきにしもあらず。

財部鄕（タカラベ）　和名抄、諸縣郡財部鄕。○今財部村存す、都城の西二里、南は岩川、恒吉（南諸縣）の曠野に接す、一方は山嶺を以て大隅の曽於、清水の諸村と劃

限る、此一郡中世より分割して日隅兩州に入り、近年は囎唹郡(南諸縣)の所管と爲る。

建久八年、日向國圖田帳に、諸縣郡財部百五十町、又同年大隅國圖田帳に「財部院百餘町、島津庄、領家人數有道有平子孫、于今知行之」と、蓋今の大字下財部は、其日向の屬地にて、南俣北俣は上財部と曰ひ、即大隅の管内なりしごとし、西嶺は霧島山の南に綴ける一脈にして、白鹿嶽、荒襲(アラソ)嶽等秀でたり。丁丑の役、七月十三日、官軍敷根より荒襲嶺に登り之を取り、財部の要害を制し、以て都城に入るの地を作れり。(生田氏巡囘日記云、發祿山、踰嶮嶺、頂上一面曠野、荊棘叢茂、離々相連、山脊成路、僅隨曲高低、村落稀疎、只見甘藷叢茂耳、過五十町村、即日向之國、山漸開、地稍平、抵都城、市坊相連、人煙稠密、稱名邑、家々多竹林、謂及萬年青、蕾々可觀。)

(荒襲嶽)

按に財部日光寺に加茂明神あり、至德三年の古文書に日向守長の讓狀を所載すと云へり、續古今集に島津忠久の孫大夫判官忠景が「祖父忠久、檢非違使にて祭主たりけることを思ひて、加茂の社にてよめる」と詞書見ゆ、本社も忠久に相關る所なきや。

島津(シマツ)

中古の莊名にして或は志麻戸に作る、今の都城莊内の諸村を本據とし、其屬地加□は日隅薩三州に遍く、諸郡に散在の田畝あり、即寄郡(ヨセゴホリ)と稱し、數千町に上れり。本莊は萬壽年中、平季基無主の荒野を墾き、關白藤原賴通に寄進せるに起る、是より島津御莊と稱し、攝籙家の傳領たり、鎌倉幕府の初めに、筑後守惟宗廣言の子忠久、本庄の下司職を帶び、又日隅薩の守護に任ぜられ、其後尚大に盛榮するもの、即島津氏是なり。

地理纂考云、日向は神代紀に謂ゆる膂宍の空國(ソシシムナクニ)にして、國郡建置の後も、佃作する者少く、曠野なほ多かりし由は、續紀、天平二年、大宰府言、大隅薩摩兩國、建國以來、未曾班田、其所有田、悉是墾田、相承爲佃、不願改動、若從班授、恐多喧訴、於是隨舊、不動、各令自佃焉(これは隅薩の事なれども、推して日向の狀をも洞見す、延喜二十年に至り「收大隅薩摩兩國墾田、便授口分」と國史に載せたり)亦當時の形情を想ふべし、既にして王政の衰弛に流るゝや、莊園兼併の害起り、萬壽中、大宰大監平季基その弟平判官良宗と共に、管下を巡視して此國に來り、遂に此處に留り、曠野を開きて墾田若干頃を得たり、時に宇治關白賴通公、攝政より出て、威權世に振ひ朝野傾重せざるはなし、季基得る處の墾田を賴通公に進らす、是に於て莊官を建立し、季基其租稅を掌り、益莊園を拓きて三國に遍く、總て島津莊と唱へ、三箇國の惣名の如く成にけり、建久八年圖田帳に殿下御領(近衛家)とあるは、皆此の莊園なり、莊內寺社修造の外は、一切の課役を免さる、季基後嗣なく女子を配して嗣とし、同郡曾野に(大吉郷なり)住る、是に於て富山氏(東鑑文治元年富山二郎大夫義良とあるは此下司の家なり)季基に代り莊官を爲して、元弘中莊官職を世にせり、建武の兵亂後は、此御莊近衛家より足利家へ渡されしにや、(近衛經忠の時)將軍尊氏所領、日向國々富莊島津莊、また穆佐院は將軍御臺所領、或は穆佐院政所、島津莊總政所など稱し、當時若林佐兵衛尉秀信と云ひしが政所に居り、日向の守護代たりしよし、此古島文書に見ゆべし。

島津御莊の事、薩藩舊記、町田氏譜の薩摩郡一分郡司孫太郎忠能訴狀に其大概を述べ、

島津莊、三箇國內、云本莊、云寄郡、云私領、所務各別也、本莊者領家一圓之地、寄郡者半不輸、私領者地頭不相綺、

とあれば、莊田の租調性質、煩雜錯綜せる者と知るべし、

又

島津御莊官等謹言上

欲且依代々政所御下知、並庄號以後二百六十餘歲不動例、且任院宣關東御教書旨、被棄御奈良、被下綸旨、令言上關東、被究淵底、永被停止神官等新儀違訴、大隅國正八幡宮御造營、當本庄不可子細事、

右謹考故實、正八幡宮御垂跡者、和銅年中、正曆已下社屋、不殘一字、被支配三州圖田之間、歷五百餘歲御造營、敢所無相違也、島津本庄者、萬壽年中、以無主荒野之地、令開發、庄號、令寄進宇治關白家、以降、長元年中、奉崇伊勢太神宮、依神告號神柱、宇佐八幡已下五社、爲鎮守、令建立七堂伽藍、揭其題額於常樂寺此外諸寺諸山御願寺、其數巨多、仍公田町分五(此下文字欠て詳ならず)者、□行□料免田、天長地久之御願、兼修年中、□□□新云々、御祈禱之次第、具于年中行事、庄號以後二百餘歲者、彼寺社造營之外、全無他事之處、神官等建仁三年、始致掠賜宣旨、御莊官依中披不動之子細、普賢寺禪定殿下御時、可早任先例止新儀之由、承元兩度御下知顯重也、云々、(地理纂考云、本書の原本は日向志布志郷の士鹿屋氏所藏す、是を鹿屋が家に傳へたる由は、彼系圖に肝付兼右が三男宗兼、大隅鹿屋郷の辨濟使にて鹿屋を氏とす、姉婿觀阿三俣院を領せしを、男子なくして宗兼に讓り、宗兼兩所を併せ領す、かくて觀阿も亦鹿屋の辨濟使に還補せし事、永仁四年の執達狀に見えたれば、彼莊官上疏は觀阿より傳へしなるべし、莊官上疏に、莊號以後二百六十餘歲云々とあるに依り、萬壽三年を開拓の始として數へ見れば、永仁四年まで二百七十餘年に及べり、されば本文にいへる島津莊官は、やがて觀阿に當れるが如し、普賢寺禪定殿下は、近衞關白基通公なり)

此文書亦參考すべし、山田聖榮自記に「文治三年九月、島津忠久奥三國の守護職に補せらる」と云ふも、此より

先忠久は已に島津庄司に補せらる丶事、薩藩舊記に古文書あり、

下　島津御庄官、
可早任三位家大夫三位家下文狀、以左兵衛少尉惟宗忠久、爲下司職、令致庄務事
右件庄下司職、任三位家下文、以忠久令補彼職、可令致庄務之状、如件、庄官宜承知、勿違失、以下、
元暦二年八月十七日（島津家文書）
（此三位家は藤原邦綱公なり、三位家とあるは高倉三位局にして、領家基通公の母堂と從母姉妹の關係なり、三位局即ち高倉三位局なり）
下島津御庄官等、
可早任三位家御下文狀、以左兵衛尉惟宗忠久、爲司職、致其沙汰事
右件人、任三位家御下知之旨、宜爲下司職、可令致庄務之状、所仰如件、故下
文治元年十一月十八日（御文書）
惟宗、忠久八年、忠久十八歲、初めて山門院へ下り、翌年島津庄へ下ると云ふ、忠久を源賴朝の庶子なりと云ふに因りて生せる附會なるべし、當時島津庄は、國衙權と庄官の間に、葛藤の駢きし見ゆれば、忠久は源家又は幼稚の人とは爲し難し、其證最多ければど、中にも鎌倉の下文に、
「下島津御庄官等、
可令早停止、千葉介常胤代官、字紀太清遠、非道狼籍事
右當御庄、寄郡五箇郡者、以常胤令補惣地頭職了、而字其職所、可爲國司下知之處、件清遠濫妨入于家、致種々非法、一旦之間、土民不安堵、不及領所非地頭等沙汰之由、有其聞、事實者、清遠之所行甚以奇怪也、以惣司職、何可打妨領所地頭之下知哉、自今以後、早可停止件非道狼籍、（中略）常胤可爲代官、可爲國司本家所役勤之状、如件以下
文治二年八月三日」（御文書）
「自近衛殿被仰下、島津庄官訴申□□府背先例、今年始以押取庄官等恒物事解狀、遣之、早停止新儀、如元可被付庄家也、適爲被仰下事、以上如件者、道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、
五月十四日　　盛時奉
伊豆藤内殿」（入來永利氏文書）
「下島津庄、　（賴朝花押）
可早停止、藤内民部遠景使入部、以庄目代忠久、爲押領使、致沙汰事
右號鎮西追捕使遠景之下知、放入使者、寬淩庄家之由、有其聞、事實者、甚以無道也、自今以後、停止遠景使之入部、以彼忠久、爲押領使、可令致其沙汰之狀、如件、以下
文治三年九月九日」（入來永利氏文書）
など、當時庄官忠久と、鎌倉より下されし家人の間の訴訟、隨々として目時に候あり、又此庄目代押領使の下に、郡司等諸使等ありし由も、忠久へ與へられたる狀に明白す、
島津庄内郡司辨濟使等、名田事　御文書」
飫肥南郷郡司名田　　　鹿屋院辨濟使名田
眞幸院郡司名田　　　　満家院郡司名田
穆佐院郡司名田　　　　宮里郡司名田
南郷辨濟使名田
右件名田等、早可令領行、兼又前掃部頭知行、件等所領、同可令知行給者、依前右大將殿仰、執達如件
建久九年二月廿二日　　平　時政　奉
左衛門尉殿」
建久八年の三箇國圖田帳を參照するに、掃部頭は大友能直の養父、當時庄官中原親能にして、當時既に一年付たり、故に貴族家に屬すと云ふ、忠久は下司なれば當然なし、忠久果して賴朝の子ならば、いかでか掃部頭殿（大江廣元）の下風に立たん。

日向國圖田帳　圖中合田數八千六十四町
殿下御領、島津御庄、田代三千八百三十七町
一圓庄二千二十町　地頭右兵衛尉忠久
北郷三百町、中郷百八十町、南中郷二百町、救仁郷百六十町、財部郷百五十町、三俣院七百町、島津院三百町、吉田庄三十町
寄郡千八百十七町
新名五十町、浮目七十町、右件院内地頭掃部頭殿、但宮形十五町、大貫十二町、右件院内地頭右兵衛尉忠久
新納院百二十町、兒湯郡内地頭掃部頭殿
宮頸三十町、穆佐院三百町、飫肥北郷四百町、同南郷百十町、櫛間院二百町、救仁院九十町、眞幸院三百二十町、右地頭右兵衛尉忠久、
大隅國圖田帳　圖中總田數三千十七町四段大
島津庄、殿下御領、地頭同兵衛尉
新立庄七百五十町七十五丈
深河院百五十町十五丈、財部院百町十七丈、多禰島五百町五十丈、件三箇所、但近年中以後、不當國務、
寄郡七百五十町八段一丈、但付兵仁平三年御庄方寄、注帳注進之、御・官使田入之時、溝作年者號寄郡、付之所當物、不作年者、號公田不幾數、由國衙訴也、
横河院三十九町一段、菱刈郡百三十八町一段、入山村廿町、串良院九十町三段三丈、肝屬院八十五町九段、肝付郡百二十町二段三丈、禰寢北俣四十

町五段四丈、下大隅郡九十五町九段、於其西俣廿四町六段二丈、小河院内百引村十三町四丈、同永利七二町六段四丈、伊野郡永利廿三町三段三丈、筒羽野四十八町五段一丈、

薩摩國圖田帳　國中惣田數肆仟拾町漆段之内

島津御庄地頭

右衛門兵衛尉、貳千五百九十一町六段、

千葉介、四百十一町二段、

佐女島四郎、二百十町四段。

西諸縣郡

西諸縣郡(ニシモロカタ)　西諸縣郡の西北偏にして、東は東諸縣郡、西は伊佐郡、北は球磨郡、南は北諸縣郡に於て其郡とす、白髪霧島山の間なる高原地にして、日隅肥三州の界境に居る、故に一水は西に流れ川内河と為り、一水は東に馳せ大淀河と為る。今七村に分ち、治所は小林に在り。(本篇は本郡所管の須木(スキ)を東諸縣に移し、北諸縣の高崎を本郡の下に係けたり)

野後(ノジリ)　今野尻村と云ふ、大淀川の中游にして、霧山合谷の間に在り、紙屋(カミヤ)、東麓(東麓を土人專ら野尻と云ふ)三箇野山の三大字に分つ、岩瀬川、綾瀬川本村に於て相會し、去川、野尻川の稱あり。

(紙屋)野後は延喜式に亞耶、野後、夷守と次第し、今も驛路に係る、(綾より東麓まで四里半、東麓より小林まで三里半とす)宮崎高岡より野尻の險谷を經て、飯野加久藤の高原地に達すべし。丁丑の役、陸人高原(タカハル)に拒戰を力めしも、賊攻官軍の陷る所と爲り、野尻、高岡、宮崎、佐土原、建武功なかりき。

(野尻)征西戰記云、七月廿一日、別働第二旅團第二旅團野尻に向ふ、賊は天ヶ谷を後にし、其右翼は野尻東北の最高山に在り、是より高左して漸低下し、賊其山勢に從て兵を布き、百餘塁を連ねて之を守る、其兵數百人なり、八木少佐等、溪谷深樹の間を潛行し、賊軍の右翼なる高山の直下に進み、正面兩翼一齊に開戰し、吶喊猛射して賊を驅逐し、勢に乘じて進む、諸隊已に賊を破り、北るを追ふて進むこと二里許、賊同阜に據りて防ぐ、又進て之を走らす、賊兵紙屋地方に據る、是に於て諸隊追撃を止め防禦線を天ヶ谷の西岸に定む、是日の賊は潰棄せる紙幣(國宮崎に於て製する所と云ふ)若干を獲たり、別働第二旅團の第一方面は、天堤越の哨線小川の哨衞に當るが故に、十餘塁を本道及び左右山嶺に列築し、二中隊を以て之を守備せしに、廿二日午前四時、賊兵小川本道より來攻、我兵拒く能はず、左翼の五塁を失ひ退て第六塁に保す、河北少佐曰く左翼は是の方面第一の險要たり、小川村越野尻より佐土原高鍋地方を窺むべし、使を村所に馳せて中村中佐に報す、時に哨兵火を放て猪苗社及び我哨舍を焼き發砲を張る、我兵屈せず、午後一時、遂に悉く左翼の堡塁を復す、中村中佐賊の退卻を見、之に乘じて小川を取る。

日向纂記云、宮崎宿禰は宇佐八幡宮の神葬官たり、田部姓を賜はり、齊衡二年、日向國の土持宮崎縣、及び豐後國□方次郎等を宗徒とし大將として、神宜を掌り大隅國に發向しけるに、程なく□徒悉く平らぎ、恩賞として諸方には同國の内にて野尻を賜ふ。(日向記)○史料叢書云、天正五年十二月、野尻も島津家御取合候、城主福永丹波伊東に在入道に候ある内にて、野尻仕られ、當家へ御味方候由、仍伊東義祐公を由受され、城を渡申され候、同十二月、義久公十萬餘騎を率し御發足被成、日州一國悉御知行被成候。

春野郷(ハルノ)　和名抄、諸縣郡春野郷。○今詳ならず、春野は原野の謂にて、高原小林の原野なるべし、九州の俗原を春と唱ふること、古今不易にして、豐前に香春河原の名字あるは、春原同義の明證とす、此なる春野も疑なく原野の義のみ、且地勢の上より之を觀るも、小林高原にあたるごとし、即夷守とも稱せる地也。

高原(タカバル)　今高原村、高崎村と云ふ、野尻の西、霧島山の麓なる荒野に在り、其高原は朝鞍野とも稱し、高崎は妻霧島(ツマキリシマ)とも稱し、方四五里の地を跨有す、島津家譜云、元龜三年夏、伊東氏退治として、島津兵庫頭忠平、軍兵を卒し眞幸加久藤へおしよせ、伊東勢出陣、飯野にて合戰の處に、當方打勝、伊東の居城領内大に騷動す、島津重て高原の城へ押寄、城主降參して、野尻を限りに三つ山まで引退。

征西戰記云、七月廿二日、別働第二旅團の山田少將、撰拔隊を率ゐ、軍谷より立野山に向ふ、善是山の賊堡強、連戰二晝夜、勝敗未だ決せざるが故に、少將已に命ずるに突撃を以てし、今又自ら起ち指揮せんとす、我兵塁を出で進む、賊已に在らず、高島宮崎兩少佐等、進で内山村の山上に至り、半隊を以て其村を搜索し、一小隊を野尻越に出し、又半隊を出して七ッ峠を偵察す、七ッ峠は内山村より紙屋に通ずる山嶺にして、之を占領するに非ざれば我兵内山に居る可からざるなり、官軍已に内山村に入り、防禦線を立野山に起し、内山背後の山峯を亘り、七ッ峠に連ねて兵を布き、須木地方全く我有に歸せり、廿日より今日に至るまで立野山に於て消耗する銃丸十萬餘、草樹爲めに白し。○霧島の東嶽は高原村大字蒲牟田より登陟一里半と稱す、狹野神社東霧島神社等其山陰にあり、百圖考に、東御在所社は、蒲牟田村の南なる山半に在りと云ふ者即是なり。

狹野神社（蒲牟田） 今高原村大字蒲牟田に屬す、近年推論して神武天皇の降誕の地なりと傳へ、官社に列す。○百測考云、蒲牟田の狹野とは、此あたりの地名にして、神武天皇降誕し給へる所となり、故に當社の方位に天皇の祠廟あり、日本書紀に狹野尊、本號神日本磐余彥尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下、奄有八洲、故復加號、曰神日本磐余彥尊と見え、書紀集解に「神武御名狹野、地名」と註しぬ、この地にて誕生ありし故なり、こゝに天台の古刹あり、霧島山佛寺神德院といふ、當社の別當なり。○（地理纂考云、蒲牟田村狹野は霧島山の東麓の東北麓にして、土人此所を宮之宇都又は權現が宇都と云ふ、曠野の中に四方四段許の高き所を、相傳へて神武天皇皇居の跡と云ふ、又其四段許の中に四方二間許、殊に高くして兩石あり、地よりあらはるゝ事三尺、圍一丈餘なり、霧島山度々の炎上に、山中の岩石皆焦れて色變するも、此兩石に限り變せず、土人御降誕地なりとて、牛馬を繫がず、今に神幣を立て、標と爲す、古事記に「神倭伊波禮毘古命、與伊呂兒五瀬命二柱、坐高千穗之宮」とある大宮は則是なるべし、並に伊都より神倭伊波禮毘古命まで、御世々々の大宮、其所は皆るといへども、猶高千穗宮に坐まりしは、何れも此山の麓なりければなり、社傳に曰く、當社は古の神武天皇御降誕の地に鎭座ありしを、文暦元年甲午十二月廿八日、霧島山大きに燒け、神社寺院悉く燒亡して、神輿東霧島神社に災を避給ひ、年久しく東霧島に同殿なりしを、天文十二年、高原郷の麓に假宮を造營し、夫より十七年、今の處に二社及び寺院を遷造せられ、享保元年九月、霧島山噴火して山野其害を被り、本社又假營せられたり、東御在所神社は狹野社の西半里、朝倉郷と云ふは狹野社の南なる曠野にして、平家物語に見ゆる大隅の高千穗宮址を參考すへし）百測考云、平家物語に「少將成經配流の日、霧島の宮の詞書に「日向國西方島津の莊につき給ふ、彼莊の内に[illegible]野といふ所に、一峯高くしてありけり、隔絶にせぬ所あり、日本最初の峯、霧島と號す、企牟山富士山の高ねよりも最初の峰なるがゆゑに、名つけて最初の峰と云、成經康頼等方へ行なるゝ後に押し隔して、社參したり、誠に地形勝れて、世に超たり、少將餘りに名殘おしく、七日參籠して、法華二十八品石面に書寫して籠め奉り、卒都婆を作り五輪をきざみ、梵漢兩字を書なんとして、わすれ形見を殘し、標榜自らふおき、さきさき彼山に形見を殘しなんとして、御宿に下向あり」と見ゆ、元祿中僧快元が霧島紀行にも此事を錄し、櫻の古株の遺れる由を曰へり。

霧島の御池（ミイケ）（一に雌池に作る）高原高崎の村界に當り、周廻四十八町、小池（一に雄池に作る）は其西に在り、周廻十八町。

高崎（タカサキ） 今高崎村と云ふ、大字東霧島（ツマキリシマ）、縄瀬、大牟田等あり、近年分裂して、北諸縣郡の所管と爲る。

妻霧島神社（東霧島） 一に東霧島に作る、百測考に「此に東霧島神社とて、諸縣郡東霧島村に鎭座す、高千穗峯の東數里にあり、故に東霧島と號す、東をツマといふものは、アツマの畧せるなり、別當を金剛佛作寺勅願院といふ、眞言宗なり」云々（語頭の母音を省略するは一特例也）

縄瀬（ナハセ） 今高崎村の大字とす、諸縣郡の諸水（庄内川）相合し、本村を貫流して縄瀬川の名あり、蒲牟田川を容れ、末は石瀬川と會して、大淀川と爲る、縄瀬川は諸縣末吉村より測れば十里餘とす。

小林（コバヤシ）（細野） 今小林村と云ふ、大字細野（ホソノ）、堤、東方、西方、眞方等ありて、細野を以て首里とし、西諸縣郡治の所とす、宮崎を去る十里、鹿兒島を去る二十一里、霧島山の陰に當る。

小林は古の夷守（ヒナモリ）の地なり、現今も夷守在り、（霧島の別當）延喜式、野後、夷守、眞幸と驛次を記せるに合ふ、又建[illegible]年中までの舊記に三山（ミヤマ）とも曰へり、後三山郷を改めて小林と爲す。（地理纂考云、夷守嶽は[illegible]方に方り、其麓に夷守神社あり、社傳に此宮上古は[illegible]に在りしを、景行天皇巡幸の時、勅命ありて今の地に遷す、舊址を宮之宇都と云ふ、百測考云、夷守神社は、村上天皇の時にあたりて、社家七人勤番せり、當の神地は嶽の中腹なりしに、昔年霧島山燒けしより此を去る、今に至りては山路傳に復し、舊色を失す。○地理纂考又云、夷守嶽の東の方廿餘町行宮址あり、橫一町餘長三町餘、頃を結び渡したり、景行天皇紀に、天皇將向京、以巡狩筑紫國、始到夷守、是時於石瀬河邊、人衆聚集、於是天皇遙望之、詔左右曰、其集者何人也、若賊乎、乃遣兄夷守弟夷守二人令覩、乃弟夷守還來而諮之曰、諸縣君泉媛依獻大御食、而其會之、云々、此時の行宮なり、十日町は此行宮址より巳午の方三町許にて、御夷守の舊なりとぞ、十日町より[illegible]へて過路を上江と云ふ、景行帝は此を經由して、肥國の求麻縣へいでまし、事疑なし。（筑前の夷守參考すべし）

石瀬川（イハセ）（夷守） 小林の西北、狗留孫嶽の北、白鳥嶽（肥後の境に屬す）に發源し、細野の北邊を過ぎ、東流野尻に向ふ、本郷より縄瀬川會合の所に至る凡八里（下流は縄瀬川と合ひ宮崎に大淀川と爲る）景行紀に石瀬河とあるもの此也、石瀬川の源、東方村に岡あり、二個の陰陽石の奇あり、其陽石は兔頭周り五丈七尺、莖周り三丈九尺、長二丈四尺、根址周圍二十七間とか、相去る三間にして陰石あり、周圍三十餘間と一國に見ゆ。

霧島岑神社（キリシマミネ） 夷守嶽の西、細野より霧島山東西兩峯の間に登る坂路に在り、此地は御鉢峯の間なる瀬戸尾（ヒトノ）に鎭坐ありしと云ふに據り、俗に瀬戸尾權現、又は中央權現と呼びしを、近年改定して霧島岑神社と爲す。（神社志料云、

霧島中に權現は皇大孫天津彦々火瓊々杵尊を祀る、（前日本書紀古事記）按、日向國の霧島山は諸縣郡にて、大隅に界ひし、高千穗峯は臼杵郡にて豐後の界にあり、かゝれば其南北甚く隔りてはあれど、孰れも二峯ありて今も二上山と云ふ、風土記、稻積の故事をば臼杵郡なる方に記すれば、是が神代の高千穗二上峯ならむと思ふに、書紀に襲之高千穗峯とある襲は、大隅の地名なるが上に、稻穗を撒ふことは現に霧島にものこり、穗々出見尊の御陵高千穗山西にありと云るも、霧島と聞ゆれば、古へは此二山を推通して共に高千穗二上峯と云しなる可し、今瀬戸尾社傳に、天永三年山上大に火あり、仁安二年神社共に燒亡し、文曆元年又燒失ありしを以て、瀬戸尾越に遷坐し、其後又噴火ありて、終に今地に遷し奉ると云ふ、又往古より霧島神社は六社ありて、其五社は共に同國同郡に遷坐す、唯一社のみ大隅國囎唹郡にあり、されば何れの社ならん詳ならずと云。

地理纂考云、享保元年九月廿六日、霧島山上より燒火あり、此時其砂地を埋む事六七尺、四方二里餘、草竹共く枯しとぞ、神社寺院すべて燒亡す、瀬戸尾の神は小林に遷の廣なる岡原と云所の假宮に遷奉り、同十四年今の地に宮殿造營ひ、大隅國曾於郡田口村なる霧島神社も、霧島山數度の炎上に於て、村上天皇の御世、彼の瀬戸尾より遷坐ありしよし社記に見えたれば、是も彼も其本は御後紀にいへる霧島岑神にして、一社の二つに分れたるなりけむ。

征西戰記云、六月中旬、官軍人吉を陷れ、日向諸縣の地に進入す、十九日、小林に屯集の賊六百餘人、別働第二旅團第二方面の守地を襲ふ、其賊兵は横尾山大河平の方位より進み來る、時に我防禦線は飯野驛を包み、其南東面に配兵して之を守れり、午前九時賊益進み來り、對戰五時間餘、賊遂に志を得る能はずして退く、乃ち兵を横尾山と大河平の烈丘に列發す、廿日の夜、暗黑に乘し我第二方面の兵飯野驛を去り、川内河の北岸に防禦線を出す、廿一日賊、賊驛家に放火して我守線を襲ふ、激戰數合、日暮其兵を收めて去る、我も亦尾擊せず、固く守線を保つ、賊其後屢ゝ川内河東南の丘陵に據り、數門の大砲を備へ、是より後七月十日に至るまで、日に我が前田哨兵等の兵營を亂射す、我亦三門の砲を以て之に應ず、此方面の兵は撰拔隊、破竹隊、行進隊、佐土原隊總て一千餘人、小林を根據とし、原田、尾倉、今西、池島等の村に屯營し、村田新八之を指揮す、七月十一日、第二旅團の諸隊小林を取る、時に賊は連戰連敗、小林の地は據るべきの險要無きを以て、自ら之を焼きて高原野尻に退く、小林の地たる南は加治田口に通し、東は高岡宮崎に達し、北は須木に至り、西は飯野に連る、四面平坦、攻め易く守り難し、因て第二旅團野尻方面の守備に任し、第二旅團は高原方面に任ず、賊は小林を擧る〻一里餘、陣頭山の橋を斷て之を守り、兵數凡千六百、第二旅團は更に其兵を養ひ、七月十四日高原を取り、若干の斥候兵を高崎新田及び野尻方面に出す、十七日賊凡一千餘人を以て來襲す、村田新八、貴島清之を率ゐたり、我兵奮戰して之を走らす、十八日我本營を高原に移し、二十二日斥候を高崎に出す、是日賊又別働第二旅團の陣頭山を襲ふ、我軍擊ちて之を走らす、賊兵軍一千餘人、別府新助、邊見十郎太等之を率ゐ、大攻擊を行ひ、一は陣頭山を陷れ、遂に小林を取らんと期し、一は高原を復せんと欲せしなり、然るに兩道共に敗れ、賊勢是より益振はず。

狗留孫嶽（クルソン）

飯野村大字大河平（オコヒラ）の北嶺にして、川内（センダイ）（眞幸）大淀（岩瀬）の二源の分水界に當る、山中に古より熊野大神を祀るとぞ、白鳥嶽を背にし、霧島山に對向し、亦一名山なり。

百國考云、狗留孫（クルソン）神社は、飯野郷大川平村の山中に鎭座す、堂社は民居より數里の山奥なり。地理纂考云、飯野祠は大河平の人家を距る三里、狗留孫山の奥にて、其路の險難なる事具に述ぶべからず、此地肥後日向の境にて、社は大きなる巖上に建立す、其岩を右旋すれば所願成就すとて、參詣の徒是を回る、俗に内御腰廻といふ、又社頭より東一町餘に怪巖あり、深谷の底より屹立し、三方は深壑に臨みて、西の一方のみ社地に續きたり、此半腹にも廻旋の路ありて、周囘凡四町餘なり、其路狹き所は身を横にして行く、足の踏む處なきに至りて、梯子を渡し、是を外御腰廻といふ。

（大河平）

飯野（イヒノ）

今飯野村と云ふ、小林の西三里、川内河の上源にして、小林と水域を異にす、此小林飯野の中間なる原野は、北に白鳥狗留孫の峻嶺あり、南に霧島諸峰の高峰ありて、地勢自然に境を成す。

飯野城址（イヒノ）

飯野の大字原田に在り、此地は眞幸院の治所にして、日下部の郡司數代居住すと云ふ、後北原氏之に代り、永祿中に至り、島津義弘來り治し、伊東相良の兩侮に備ふ、遂に加久藤木崎原の合戰あり。

木崎原（キサキバル）

飯野城址の西南一里餘に在り、元龜三年五月の古戰場とす。日向纂記云、我三位公（義祐）兵を催し、眞幸表にさし向けらる、先つ三ツ山にて軍勢をそろへ、加久藤城を打破るべしとて、五月三日の夜半、伊東加賀守は飯野城の押へとして現の岸に備を立て、三位公は總軍を引率し、加久藤近所に在家に火を放つ、加久藤城には島津又四郎の奧方を始め、樺山常陸坊淨覺と云ふ山伏在留しけるが、伊東の不意に寄せたるに驚き、散々に敗られける、伊東方は兵を進め、飯野川まで退きしが、陣亂れて整はず、頃しも五月の事なれば、皆はあつし、各皆物の具脱ぎて、飯野川に水あびて居たりける、義弘は三日の夜飯野城に日待して、左右の人々と物語して居られしに、遠加久藤の方に當りて、騷き火氣ありと告る者あり

されば、當方は手勢を究め、木崎原に[illegible]を渡り、途に打てかゝられければ、伊東は忽に總崩れ、戰死の人員二百六十人に及べり、是よりして伊東の勢も次第に衰へ、僅六年を經て、天正五年十二月終に[illegible]は史に[illegible]、[illegible]、飯野川の作あり、

山[illegible]千騎、[illegible]山水[illegible]、[illegible]飯川[illegible]、
[illegible]國[illegible]居、[illegible]十[illegible]陣、[illegible]、
[illegible]入[illegible]、[illegible]內[illegible]、[illegible]、
[illegible]熱[illegible]、[illegible]、
[illegible]刃[illegible]、精鋭[illegible]三百[illegible]、[illegible]、
血[illegible]年[illegible]殺人、[illegible]後、殲滅相踵皆一揆、
[illegible]攻四門、[illegible]力、[illegible]一折[illegible]後援、
[illegible]、[illegible]百[illegible]、[illegible]骨[illegible]、
[illegible]川[illegible]、[illegible]、[illegible]
心、以[illegible]必被擒、

把[illegible]、[illegible]、[illegible]千、加久藤へ入るゝ聞き、兇ら百三十餘人にて、加久藤に向ひ、二八坂（二八坂は[illegible]にて[illegible]方より一里許なり）に兵を留め、[illegible]、[illegible]いへ[illegible]れたり、進みて戰はゝ必ず利を得んと思はれける、云々

征西記云、六月十三日、人吉の別働第二旅團兵、加久藤[illegible]向ひ、其第二方面兵は飯野の賊巢を衝かんと期し、肥日の界嶺なる、[illegible]陣の堡壘を拔き、尾擊して馳す、加久藤[illegible]村[illegible]、[illegible]也、我兵[illegible]に拔[illegible]より飯野の[illegible]南に入る、時に賊本營を小林に移さんと欲し、數十の牛馬に[illegible]を載す、我兵急之を奪ふ、賊兵一千人[illegible]、飯野は東は高岡より宮崎に通し、南は都城に達し、西は加久藤吉田に接し、南に折れて鹿兒島に通し、北は肥日の山嶺を負ふ、實に咽喉の地なり、故に賊軍は本營病院を置き、[illegible]の製造所を設け、大に糧食[illegible]を儲蓄せり、我兵已に之を拔き、米一千苞、[illegible]若干、[illegible]合せて五百八十[illegible]を得、其他[illegible]當具、積て山を成せり。

加久藤（カクトウ）

（小田）（學頭）

今加久藤村と云ふ、飯野の西に接し、[illegible]國境の險に居る、北方は肥後人吉に通ずる大路あり。（人吉を去る四里半）加久藤の舊里を小田（チダ）を云ふ、和名抄諸縣郡大田郷あり、小田は大田の譌なるべし。（加久藤一に學頭（ガクトウ）に作る）

地理[illegible]考、[illegible]年中、[illegible]院の領主北原[illegible]を伊集院に移し、是に代りて島津[illegible]を[illegible]に移し、飯野を居城として、家臣川上[illegible]を加久藤の城主とす、元[illegible]三年五月四日、伊東氏、其將伊東加賀守に下知して、三ツ山より兵を遣し、潛に飯野を過ぎ、加久藤の城を襲ひ、城西の民屋に火を放ちて乘り入らんとす、城外に山伏樺山淨[illegible]居宅ありて、其地形城の外郭に似たり、敵誤りて淨[illegible]を圍む、川上忠智其間に兵を整へ、突出して敵を擊つ、敵退て大河の南に屯す。

白鳥池（シラトリ）

加久藤の南なる[illegible]國境の別嶺、白鳥山中に在り、白鳥の左右に[illegible]、[illegible]山あり、共に[illegible]の別[illegible]とす、又白鳥溫泉は（飯野村大字末永に屬し）飯野を去る二里、（白鳥山南）溫泉三所、（[illegible]一[illegible]泉二）浴槽[illegible]等の設あり、

地理[illegible]考云、白鳥神社は白鳥山の半[illegible]にあり、祭る所日本武尊、[illegible]を卿きて、郷內白鳥を獲る事をなさず、島津義弘[illegible]飯野加久藤に在城の時、深く[illegible]して、神領若干を寄附す、其[illegible]過存れり、按ずるに此所に皇子を祭れるは、川上梟帥を御征伐ありし時、此あたりまでも臨幸ありけむ、白鳥池は白鳥の山上にあり、周廻一里[illegible]、水色藍の如し、霧島山中四十六池の一なり、白鳥山滿足寺の記錄に、性空上人池に臨み法花經を讀誦し、白鳥の神出現ありしに因て、其地に佛宇を建立し、觀音の六體を性空自作して安置せりといふ、因て[illegible]、[illegible]妖說なり、寺は[illegible]して今なし、今按ずるに、白鳥と云ふ[illegible]、[illegible]に日本武[illegible]、川上梟帥[illegible]此にあらず、日本武[illegible]、[illegible]べし、日本武尊の御陵を白鳥と稱し、白鳥の神異[illegible]ことは、伊勢大和河內の[illegible]に詳なり、[illegible]白鳥[illegible]の事は諸[illegible]に[illegible]

大田郷（オホタ）

和名抄、諸縣郡大田郷、[illegible]今詳ならず、[illegible]今に大[illegible]小田[illegible]て、大田[illegible]と想はる[illegible]、加久藤、飯野、[illegible]村は、[illegible]、後考をまつ。

眞幸（マサキ）

（吉田）（[illegible]）

今眞幸村と云ふ、加久藤の西にして、日向の一[illegible]に眞幸川と云ふ）あり、國に[illegible]る、日向の西[illegible]にて、[illegible]肥後[illegible]吉[illegible]村に接す、

地理[illegible]考云、今は[illegible]吉田（ヨシダ）、[illegible]田の二郷を[illegible]と改めしなり、往古吉田、馬關田、加久藤、[illegible]、小林の五[illegible]を眞幸院といへり、延[illegible]式に[illegible]、[illegible]地なり、されば建久八年日向國圖田帳に「島津庄[illegible]、諸縣郡內、眞幸院三百二十町」また「一[illegible]內吉田[illegible]二十町」また「安樂寺領、馬關田庄五十町、[illegible]」[illegible]とあるを思へば、當時吉田馬關田の[illegible]、[illegible]とす、さて眞幸の稱は、[illegible]後、大[illegible]人眞幸を同族にて、後に氏を日下部と號し、世々[illegible]掌す、日向國圖田帳を[illegible]せし、日下部[illegible]も同族なるべし、建久の初め眞幸太郎日下部[illegible]主たり、重綱より五代重[illegible]に至り、北原[illegible]、日下部氏に代りて眞幸を領し、飯野に在城す、[illegible]三男にて、始め大隅國肝付に住す、北原[illegible]に至り、伊東相良に與して、眞幸の外吉松[illegible]横川を併せ、[illegible]きに[illegible]、相良[illegible]を以て[illegible]して死す、[illegible]の子久[illegible]島津元久に降附す、永[illegible]中[illegible]に至り子なく[illegible]

絶ゆ。○日向纂記云、北原家ハ大隅肝付氏の支族にして、兼守は三位公貴久の女婿なりければ、萬事伊東家に依頼せり、永祿三年兼守卒し、子なし、三位公北原の支族馬關田右衛門佐を立て、兼守の婿家に配す、北原の家臣は之を欲せず、三位公乃一迹を知行せんとて、飯野の長善寺に出張して、敵数多打取、計を運す[illegible]に、同五年壬戌島津兵庫頭義弘飯野城に入り、加久藤は大隅となる、按するに古の吉田院は、今大字京町などの地[illegible]、馬關田院（マセタ）は其東北なる大字島内の地なり。

（馬關田）

高牟禮（タカムレ）神社 眞幸の鎮守にして、六所權現と稱せり、地理[illegible]考云、高牟禮社は慶長五年七月、[illegible]、北原[illegible]なり）田地を附る文に曰「[illegible]たかむれ[illegible]、右[illegible]、[illegible]公私之[illegible]也、[illegible]」[illegible]、又、

「しまつの御しゆう、日向國まさきのおん、たかむれの六所權現、大くしじきの事、

ちや[illegible]しむ[illegible]三[illegible]

右大宮司職にをいては、行房先祖さうてんの所職也、しかる[illegible]、[illegible]元二年、[illegible]、あひうへて讓渡の上は、他のさまたけあるへからす、[illegible]代々御下文[illegible]、[illegible]、[illegible]失[illegible]、[illegible]上[illegible]て、[illegible]の御[illegible]上は、[illegible]、[illegible]まつりさい[illegible]、[illegible]丁[illegible]、[illegible]せ[illegible]へき、[illegible]つり[illegible]

建武元年五月廿七日　日下部行房花押」

「[illegible]、[illegible]宮司[illegible]

右[illegible]、右[illegible]行守相傳、重代[illegible]、[illegible]門尉正[illegible]、被押妨之由、今[illegible]行守所被[illegible]也、早任先[illegible]、[illegible]者、可令勤仕之状、依仰下知如件

貞和二年二月七日　　大江[illegible]
源」

昌明寺（シヤウミヤウジ） 今眞幸村の大字なり、炭酸泉あり、岩石の間より涌出て、沸騰の勢力強大なり、竹管を以て其泉眼に著けて、五六尺の高さに揚ぐるを得、温百分二度、[illegible]の設備稍可なり、内[illegible]鐵山に近接す。

内竪（ウチタテ） 地學雜志云、松尾鐵山は西諸縣郡眞幸村大字内竪（ウチタテ）にあり、赤鐵鑛は平均上百分中六十五、乃至六十四の鐵を含有し、地表大畧十六萬坪の間に散布すと云ふも、[illegible]若くは層帶の如き、稍規律正しきものにあらず、（内竪山は伊佐[illegible]及び本郷の境界に當り、一に[illegible]（ミヤウ）[illegible]とも云ふものあり）

大隅國

大隅國（オホスミ） 日向・西南、[illegible]二國に分つ、此[illegible]る伊佐（舊名菱刈）姶良（舊名囎唹桑原）の二郡[illegible]、[illegible]、[illegible]は[illegible]、[illegible]、[illegible]、之に[illegible]、明治[illegible]九年、[illegible]、[illegible]國に[illegible]する[illegible]、然れども[illegible]大隅[illegible]、[illegible]地[illegible]、[illegible]に係く。今鹿兒島縣所管とす、本地面積凡百八十方里、[illegible]六十[illegible]

大隅は上古日向（ヒムカ）國の一部にして、襲（ソ）國とも稱せり、蓋天孫[illegible]一[illegible]にして、後一時[illegible]（ハヤト）人[illegible]する所[illegible]、[illegible]（クマソ）[illegible]、[illegible]八[illegible]

を囎唹郡とし、大角隼人の故色を肝坏（キモツキ）、大隅、始羅三郡[illegible]、日向國に隷せしめられしが、和銅六年に至り、彼四郡を割き、大隅國を置かる（隼人國の條を参考すべし）[illegible]、養老四年二月、大宰府[illegible]言、隼人反、殺大隅國守陽侯史[illegible]、三月、以中納言大伴宿禰旅人、爲征隼人持節大將軍、授刀、六月、[illegible]曰、蠻夷[illegible]害自古有之、（今西隅等[illegible]）[illegible]化、[illegible]良民、因遣持節將軍大伴旅人、[illegible]、[illegible]、治[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]下吏、[illegible]、[illegible]、[illegible]、[illegible]野、久延旬月、時[illegible]暑[illegible]、[illegible]、[illegible]間、宜[illegible]、七月、[illegible]征西將軍已下至于兵士物、各有差、八月[illegible]、征隼人將軍、宜入京、[illegible]軍已下[illegible]人未平、宜[illegible]。天平十四年十一月、大隅國司言、從今月二十三日未時、至二十八日、空中有聲、如大鼓、野雉相驚、地大[illegible]動、[illegible]、[illegible]國、[illegible]六年、[illegible]寸三行、[illegible]正[illegible]天平[illegible]七歳、[illegible]を[illegible]てらる、[illegible]の地を割きしならん、及桑原郡を建てられしも此頃ならんか、[illegible]之を[illegible]、天長元年、[illegible]島を[illegible]して[illegible]（ゴム）[illegible]二郡を大隅に屬せしめらる、此に於て八郡[illegible]、[illegible]大[illegible]美を[illegible]し、八[illegible]、[illegible]、[illegible]國[illegible]に方り、大[illegible]し[illegible]、田野[illegible]、[illegible]之[illegible]、[illegible]之に[illegible]、[illegible]八年大[illegible]、[illegible]るべし、

[illegible]中[illegible]、[illegible]作[illegible]、[illegible]大

正[illegible]　[illegible]八幡　地[illegible]、中原[illegible]能）

田千二百九十六町三段小

[illegible]

不輸田百三十三町三段小

寄[illegible]十六町　大府[illegible]

島津御[illegible]　地[illegible]門兵衛尉（[illegible]）

新[illegible]百[illegible]町

(大角)

曾爾七百十五町八段三丈 延喜式云々、

かくて當時姶𤭖郡已に廢絶し、桑原郡の西偏に帖佐郡の私領起る。文祿檢地の時、郡鄕の制を復したりと雖、其[illegible]移動し、[illegible]帖佐を以て始羅に改め、蒲生の一半を割き、薩州伊佐郡に屬せしめたり。明治の初めに至り、始羅に改作し、尋いて[illegible]を收めて大島郡を建て、二十九年に至り、又分合を見たり。

按するに大隅は隼人の部落名に出づ、「姓氏錄云、大角隼人、出自火闌降命之後也」と載せ、天武紀に「十一年、隼人多來貢方物、是日大隅隼人與阿多隼人、相撲於朝廷、大隅隼人勝之」と、又「朱鳥元年、天皇崩、大隅阿多隼人各誄之云々、隼人大隅阿多魁帥、各領己衆、互進誄焉」などあるにて、當時大隅阿多は隼人の二大部名なりしを知る。又「和銅三年、日向隼人曾君細麻呂、教喩荒俗、聞化[illegible]」とありて、後三年にして日向國割いて大隅等の四郡を置き、大隅國建てられしを考ふるに、曾君は即ち贈於の隼人の渠帥なるべし。國造本紀云、大隅國造、纏向日代朝御世、治隼人、同祖初小、仁徳[illegible]代者、[illegible]日[illegible]、隅國直(此に日[illegible]とあるは[illegible]也、同國の小さ云ふこと不詳)(大[illegible]して[illegible]云へり。

(隅州)

襲國

今大隅始良郡を中心とし、其附近に及ぼせる稱號なり、古史に[illegible]、噌於、曾など云ふは、皆[illegible]也、(附[illegible]噌唹郡、[illegible]山等を參考すべし)

古事記、二[illegible]國土を産みたまふ段に、[illegible]國謂建日別とあれど、是は[illegible]の[illegible]を以て、天地開闢の初めの條に係けて說ける歟と想はるれば採らず。纏向日代宮の朝に至り、「西方有[illegible]建二人、是不伏、[illegible]人等故、取其人等」と、また「[illegible]建兄[illegible]二人、於西方、熊曾二人、無禮強人」と見ゆ、日本紀には「[illegible]反之不朝、天皇[illegible]、到日向國、起行宮、是謂高屋宮、議討熊襲、詔曰、朕聞之、襲國

(熊曾國)

有[illegible]文、[illegible]文者、是[illegible]人[illegible]也、[illegible]其[illegible]、是謂[illegible]八十梟帥、其鋒不可當焉、少[illegible]、不堪[illegible]、多動[illegible]、是百姓之害、何不假鋒刃之威、[illegible]平其國、時有一臣進曰、[illegible]梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、[illegible]曰市鹿文、(中略)仍以市乾鹿文、賜於火國造、悉平[illegible]國」また「[illegible]亦反之、侵邊境不止、遣日本武尊、令[illegible](中略)時[illegible]有[illegible]者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥、(中略)悉誅其[illegible]、無[illegible]一、[illegible]從海路還倭」と載せたり。若[illegible]宮(仲哀帝)の朝に、[illegible]又叛き、親征したまふ、日本紀に「時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂宍之空國也、豈足舉兵伐乎、愈茲國而有寶國、是謂新羅焉、若能祭吾者、則曾不血刃、其國必自服矣、復熊襲爲服一」と見え、其始末は我古史上の一大波瀾とす。而て其方域

[illegible]を考究するに、霧山、曾乃峰を主眼とし、噌唹[illegible]に其附近の地に、諸種の干係を見るべし、[illegible]者、前年[illegible]ふ所ありて、[illegible]國俗[illegible]、[illegible]名[illegible]等に[illegible]し、日韓古史[illegible]の書中、[illegible]國の始末を[illegible]せり、今にして之を顧みれば、[illegible]を免れざるも、多少の主張なきに非ず)

景行紀に「日向[illegible]、[illegible]子、是阿牟君之始祖也」とあるは、阿牟は國邑の名稱なるべけれど、今詳にし難し、又[illegible]武[illegible]あり、其等の皇[illegible]子は、皆當西征の事と相干與する所あらせらるべけれど、古史[illegible]に失して其要領に[illegible]し難し、紀云、次[illegible]日向[illegible]長大田根、生日向[illegible]子、[illegible]子、是阿牟君之始祖也、次[illegible]武[illegible]、生國乳別皇子、是水沼別之始祖也、[illegible]戶別皇子、是火國別之始祖也。

薩隅日地理纂考云、[illegible]曾は[illegible]國とも有りて、上古日向國はいふも更なり、肥後國の南の半より薩摩大隅かけての國號なり、さて[illegible]は其國人の勇猛強悍なるを云ひ、襲は[illegible]曾の約りにて、高千穗山より出たり、其は彼山の山[illegible]頂せるは、おのづから勇猛威嚴の勢ひありて、打向

ふにも[illegible]ると[illegible]なれ[illegible]なり、古[illegible]に[illegible]、古語天乃[illegible]須女、[illegible]、其神[illegible]悍[illegible]、故以爲名、今俗強女、謂之[illegible]、此[illegible]也[illegible]とある[illegible]、○按するに、[illegible]の[illegible]は、其[illegible]を[illegible]して[illegible]せる名な[illegible]、[illegible]肥後[illegible]土記の[illegible]に、[illegible]も[illegible]して、[illegible]佯[illegible]呼び、或は二[illegible]にも[illegible]用せず、[illegible]の次に、天皇[illegible]に[illegible]、又安武紀に隼人[illegible]の時、肥人を隨へて[illegible]せし事見ゆ、大同方には[illegible]肥[illegible]に隼人の住める[illegible]、[illegible]、隼人とも呼ばる一種[illegible]、古[illegible]しれるを[illegible]べし、而も其肥人をコマドビとも曰へるより、推して隼人と肥人を[illegible]の國人、は[illegible]の國人の同種なりしを知る。コマビトとは隈人にて、求麻の國人の謂のみ、舊說肥人をば高麗人、狛人と[illegible]、高[illegible]國より渡來したる[illegible]なふと曰ふは、採り[illegible]し、其[illegible]人と書せるは、[illegible]國を[illegible]せる[illegible]にて、[illegible]人[illegible]同[illegible]なるを知る

氏[illegible]云、[illegible]風土記、仁[illegible]、有[illegible]人[illegible]君、東大寺正倉院[illegible]、[illegible]人[illegible]、東大寺古文書、同寺有右京人[illegible]、肥人訓爲狛人、恐皆高麗須牟祁王之後、狛人氏之族也。

日韓古史斷云、熊襲國は、神代紀に日向の襲とありて、或は[illegible]國とも呼ぶ也、又[illegible]して噌唹にも作る、其の國俗[illegible]かりしより、[illegible]とも云ふ、(或は[illegible]一國ならん)[illegible]は古語[illegible]の[illegible]なら ん、[illegible]、木[illegible]云ふ)[illegible]の[illegible]とも云ひ、古事記傳古史傳にオソ(恐しと云ふ)の語より出づと云ひ、[illegible]、[illegible]原[illegible]の如きは、ナソ[illegible]取るの外、[illegible]は高麗ならんと云ひ、又[illegible]にて[illegible]なり、[illegible]麗ども高麗より渡來したりとの說あり、阿部某の[illegible]に見ゆ、然れども、シソの義とすれば、最適し易きが如し、

即彼の地方、油山帶[illegible]あり、[illegible]をよする[illegible]名づけしと云ふなり、又天孫降臨の古言にも、膂宍の空國、又は[illegible]國なざあるを見れば、いづれも高燥なざ云ふ義にはあらずして、初めより山谷もしくは地相によりて呼べる者に[illegible]たり、膂肉は瘦土を云ひ、[illegible]地を云ふ、皆地形を指して、人[illegible]に[illegible]へ名づけたるを[illegible]

隼人國（ハヤヒト）(早人)

一に唱更國に作る、隼人は本來種族の名なり、又早人に作る、此種の日向、薩摩、大隅、阿多等に繁盛したるにより、或は呼びて國名の如し。文武紀に[illegible]唱更國司等を見ゆる[illegible]に、今[illegible]國[illegible]とあるは、諸[illegible]元[illegible]ありし[illegible]隼人[illegible]世[illegible]ればなり[illegible]相[illegible]する所あらせ給ひ[illegible]今より後[illegible]を[illegible]古事記に[illegible]命、此者隼人阿多君之祖[illegible]火[illegible]に作る）とありて「火照命[illegible]時、火[illegible]之時、[illegible]自[illegible]以後、[illegible]不絕仕奉也」とも述ぶ。又、史記正義云、（吳王濞列傳）[illegible]有[illegible]更、有[illegible]更云々、隼人更番して京師に入る、故唱更を以て國名に稱せしなり。地理[illegible]云、神代紀「火闌降命（ホノスソリ）[illegible]、乃自伏罪曰、從今以後、吾將爲汝俳優之民云々、其火[illegible]降命、即吾田君小橋（ヲハシ）等之本祖也、一書曰、吾已[illegible]、從今以往、吾子孫八十連屬、恆當爲汝俳人」また一書、是以火酢芹命（ホスセリ）苗裔、諸隼人等、至今不離天皇宮墻、代吠狗而奉事者也、又一書自今以後、爲汝命之[illegible]守護人、而仕奉云々、

(唱更國)

又同[illegible]御子（ミテカヒ）[illegible]、火[illegible]降[illegible]、[illegible]川（ワカサガラ）[illegible]也」と見え、姓氏錄に同[illegible]隼人、[illegible]之後也、同書、大角隼人、出自火[illegible]降命之後也」とあるが如く、隼人は阿多大隅共に火闌降命之裔にて、始め熊襲と號せしは是なり、[illegible]大[illegible]年、[illegible]隼人（ハヤヒト）[illegible]等[illegible]之地、[illegible]我[illegible]之、[illegible]日[illegible]人[illegible]るは、[illegible]隼人[illegible]國、南蕃[illegible]、[illegible]番上下、一年[illegible]あり、[illegible]に[illegible]字[illegible]隼人と[illegible]せしなり、[illegible]也、所謂隼戎也とあるに取りしならん）さて隼人の名義は、古事記[illegible]、隼人[illegible]今の[illegible]二國[illegible]人にて、[illegible]發[illegible]と云へれば、[illegible]を[illegible]云に[illegible]なり、隼人（ハヤ）[illegible]に此名あるなり、古言に[illegible]島を[illegible]る、隼の字を書くことは迅速きこと此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名を合へればなり、[illegible]頃、[illegible]云[illegible]し[illegible]にて、[illegible]國を[illegible]云[illegible]とさある[illegible]し、古事記[illegible]に、[illegible]入等[illegible]と云ふ[illegible]見[illegible]、[illegible]時「[illegible]」[illegible]を[illegible]と[illegible]にて[illegible]ことを[illegible]には[illegible]の[illegible]に[illegible]隼人[illegible]元[illegible]紀に、隼人[illegible]族は阿多、大角、薩摩、日向、[illegible]、衣、[illegible]、多[illegible]等あり）此隼人の職掌は、後に令式に登錄せられて、[illegible]自なり。延喜式に「隼人司、[illegible]日[illegible]位、及[illegible]入朝等儀、官人二人、史生二人、[illegible]大（オホエ）二人、番上隼人廿人、今來隼人廿人、白丁隼人一百三十二人、分陣應天門外之左右、其官人[illegible]、[illegible]刀、大[illegible]番上[illegible]人[illegible]色、[illegible]刀、白赤木[illegible]耳形[illegible]、白[illegible]人、[illegible]、[illegible]横刀、白赤木[illegible]耳形[illegible]、番上隼人已上[illegible]横刀、[illegible]、並坐[illegible]」又[illegible]行者、[illegible]人二人、史生二人、[illegible]大

衣二人番上[illegible]人、及今來隼人十人[illegible]、其[illegible]國界及山川道路之曲、今來隼人[illegible]、凡行幸經宿者、隼人發吠、但近[illegible]不吠」また今來隼人、令大衣[illegible]、左發本[illegible]發[illegible]、總大聲十遍、小聲一遍訖、一人更發[illegible]二遍[illegible]云々とありて、其隼人は京に留まりし子孫ども、後々までも其職に仕へ奉りしなり、其は續後紀に「承和三年、山城國人右大衣、阿多隼人[illegible]足、賜姓阿多忌寸」とあるにても知らる、隼人の子孫の京畿に多かるは、隼人司式にも「[illegible]、[illegible]國[illegible]人、令[illegible]其事、又凡諸上隼人廿人、[illegible]者、[illegible]五[illegible]內及近江丹波紀伊等國隼人[illegible]之」云々とあるにても知らる、古事記傳にも、曰、隼人は皆りて京近き國の人になれるも、[illegible]人と稱て、[illegible]に仕へ[illegible]、さて大[illegible]と云は[illegible]人の中にて、二人[illegible]道[illegible]、隼人式に「凡大衣者、擇[illegible]內[illegible]各一人、大[illegible]、[illegible]有[illegible]教[illegible]人」云々、[illegible]、六[illegible]とは其國の人々を云にはあらず、[illegible]番上[illegible]人を云は、本國より[illegible]はなく上りて仕へる者なり、[illegible]に、[illegible]番上[illegible]一年を[illegible]とある是なり、[illegible]大[illegible]云々[illegible]、又今來[illegible]人と云は番上にはあらで、本国より新に上りて、永く留りて京に[illegible]、[illegible]子[illegible]て[illegible]に在[illegible]、[illegible]に[illegible]るは、今[illegible]の[illegible]人[illegible]り、[illegible]國[illegible]に大[illegible]人、[illegible]京[illegible]人、[illegible]、[illegible]云々、其[illegible]不[illegible]」[illegible]女[illegible]は番上にはあらで今[illegible]人なるべし、[illegible]官[illegible]に隼人[illegible]に、[illegible]形[illegible]ある、此[illegible]せたる狗を假りし故事を、後の世まで示さむためなるべし、さて[illegible]人の[illegible]は、神代紀に代吠狗（ナフヨコエ）とあれば、犬が聲に通へるにて、[illegible]に隼人と名に負へ[illegible]あるは[illegible]をよめ[illegible]しなるべし

大隅

一七七五

伊佐郡

伊佐郡（イサ）

今薩摩國に屬す、薩摩郡の東北に接し、川内（センダイ）河の源域なれば也、然れども古來大隅に屬し、[illegible]路は此地を經由し、國郡經置の初めにも、大隅に屬せしめ、之を菱刈郡に隷せしむ、本編故を以て薩摩に加へず、大隅に係くと云ふ。

(菱刈郡)

伊佐は古郡名に非ず、此地は續紀「天平勝寶七歳、大隅國菱刈（ヒシカリ）村浮浪九百三十餘人言、欲建郡家許之」とあり、和名抄、羽野、山野、大水、菱刈四郷の域に當る、然るに建久八年薩摩國圖田帳、已に牛屎（ウシクソ）院を收めたり、牛屎は羽野山野南境の地を開せらるれば、其國郡界の變動、此時にして此の如し。又伊佐の名は古書に見えず、寛文の比の制定にや、牛屎院・郡山院を合同し、之を伊佐と云ふ、近年には牛屎を北伊佐、郡山院を南伊佐と呼び、明治二十九年に至り、郡名を薩摩郡に入れ、北伊佐と菱刈を合同して伊佐と稱す。

菱川は和名抄比志加利と註す、菱刈野は檜垣女家集に見ゆ、

大隅薩摩のなかに、ひしかりのいまはちから(とありて以下の數字分明ならず)

春の駒をうち出てみれば秋さびしかりのは今はちからありけり、

たかゝりさいへばいつくと道さひしかりのは今はちからならずや。

過[illegible]嶺、臨[illegible]諸[illegible]　頼山陽

一籌婦四國、贈[illegible]萬山低、雄技者五六、指點自不迷、櫻[illegible]在吾後、依依來分携、阿蘇在吾前、迎送如相俟、溫山[illegible]、脩伯東又西、側[illegible]九國[illegible]、[illegible]擁[illegible]蹄、肥國[illegible]海、[illegible]玟[illegible]、[illegible]森玉立、鎭[illegible]、擘之人[illegible]弥、腰[illegible]與腹臍、此嶺是脊脅、表裏道程齊、吾今上其頂、右[illegible]又左提、[illegible]、何異[illegible]、原[illegible]可[illegible]、[illegible]、天[illegible]、[illegible]、當[illegible]、

山野（ヤマノ）

今山野村と云ふ、羽月川の上游にして、本郡の北端、肥後國葦北郡久木野（クキノ）と一嶺を隔つるのみ、即隅肥二州の交通路に當る、西に羽月[illegible]あり、出水郡と相界す(大口の北一里半、久木野の南三里)

地理纂考云、山野城は牛屎氏の一族、元弘の比、山野孫二郎(或は[illegible]次郎に作る)城主なり、永和三年十月廿八日の記に、山野左衛門尉元諒、又應永の[illegible]鹿兒島[illegible]昌寺[illegible]の記に、山野因幡守[illegible]元と見ゆ、文明記に文明十七年五月、菱刈孫三郎忠氏、山野羽月の二氏を率て島津忠廉に從ひ、俱に鹿兒島に服從せるよし見えたれば、此時迄牛屎氏の一族猶山野を領せしなり、さるを後に菱刈氏牛屎大百の南院を併せ、牛屎氏は[illegible]す、永祿十年十一月島津貴久菱刈隆秋が馬越城を陷れし時、島津義虎を山野の城主たらしむ、既にして此地を求麻の相良氏に與へて和睦す、然るを相良氏[illegible]にて、遂に十二年九月又義虎に與へ、其臣税所篤[illegible]を城主とす、其後[illegible]し、城址今[illegible]田なり。○征西戰記云、警視隊の水俣に入るや、三間少佐先發して山野に向ふ、五月四日二中隊を以て小川内山を過ぎ、山野村に入る、賊の守備最薄し、六日、少佐の部下凡五百人、進みて大口に向ふ、將に牛尾川を渡らんとするに、賊軍六百進み來ると報するあり、我一隊直に左方平地より山上に連り出づ、正午賊[illegible]起る、我一道の兵竟に賊軍の中央なる松山に上り横撃す、賊勢[illegible]鋭く、[illegible]勝敗決せず、遂に大口に進軍するを得ず、山野に還り哨を布く、已にして賊軍益加はり、官兵水俣に退く、六月上旬に至り水俣大關山の官軍稍振ふ、第三旅團は專大口に向ひ、警視隊は出水口に向ふ、十三日第三旅團は小川内を取り、警視隊は[illegible]。

山野郷（ヤマノ）

和名抄、菱刈郡亡野郷、○國郡沿革考云、亡野は山野の誤なるべし、(大口も本郷の中に在り) 高山寺本には[illegible]に作る。

大口（オホクチ）

今大口村と云ふ、山野の東南に接す、大字里（サト）を首里とし、名邑なり、[illegible]十六町半、[illegible]

伊佐郡[illegible]の本所とす。

大口城址（オホクチ）

地理纂考云、大口牛山城は[illegible]（ムタグチ）城と[illegible]り、即牛屎氏の[illegible]所とす、牛屎氏は[illegible]子、薩摩守信基、保元亂の時、軍功により牛屎院を賜り、四男薩摩四郎元衡、土着して住止し、之を牛屎の祖とす、一説、大平太郎[illegible]元衡、[illegible]年中牛屎院の下司たり、元衡即平信基の孫にして、其姓を改めさるを得へり、世々繁衍して家[illegible]高く、元[illegible]武の[illegible]、牛屎左近將監[illegible]高元、官軍に屬して武名あり、其後[illegible]刈氏[illegible]其城に據り、其[illegible]相良氏を兵を併せ當城を陷れ、牛屎大[illegible]の南院を相良氏に分領す、是より牛屎氏衰微す、始め[illegible]刈氏島津に屬し、後[illegible]屬なり、明應八年、島津[illegible]成より牛山に移し、相良[illegible]刈に備ふ、[illegible]年七月、相良[illegible]刈の二氏、牛山八幡宮[illegible]の時に、當城を[illegible]ふ、其明自[illegible]し城[illegible]る、此時[illegible]刈大隅守隆秋軍事を主り、島津氏に[illegible]す、永祿十年、島津貴久[illegible]秋が馬越城を攻む、隆秋大口城に據り[illegible]を[illegible]に求む、相良氏是に應し、相持する事久し、同十二年五月、貴久[illegible]秋が軍を羽月戸神尾（トカミノ）に[illegible]ひ大に是を破る、八月貴久の嫡男義久大軍を以て城を圍む事廿余日、隆秋降を乞ふ、義久是を許し新納忠元を以て大口の地頭と爲し、肥後に備へしむ、忠元は島津忠宗の四男久家の後にして、家祖是久日向國新納院に居り[illegible]家號と爲す、忠元は武藏守を稱し、文武兼備の名將にし

て、義久以下五代に奉事し、薩摩武士の領袖たり、慶長五年、加藤清正將に薩摩を侵さんとす、忠元大口城に在り、部下壯士をして歌はしめて曰く「肥後の加藤が來るならば、鹽硝肴に團子會釋(ダゴエシャク)、たでは何だど鉛だど、それでも聞かずに來るならば、首に刀の引出物(輕裝が兵兒謠之を用ふ)慶長十八年卒す、年八十三、[illegible]人碑を大口に建て、天保十四年五月、朝に奏して忠元靈神の號を授けらる。

征西戰記云、六月十六日、是時に當てや、連日の戰、賊皆敗れ、僅に大口を固守するのみ、然れども猶鵜神掛坊主石山高熊山等の險に據り、必死防戰の術を講し、是日第三旅團の右翼、山上村正面、小大原村の森林中より前來せり、其の吉野より大口に至るの境、廣漠平坦、西にして其中間に[illegible]あり、東に高熊山あり、此三[illegible]失[illegible]我に六[illegible]あり、二十日、我左[illegible]午前三時大[illegible]を冒し、高熊山及び正面の賊壘に進[illegible]、[illegible]を[illegible]入り、[illegible]火力を[illegible]し、[illegible]壘を[illegible]し、以て天明を待つ、右翼軍一は賊の左翼側面に迂回し、一は[illegible]方の小山なる[illegible]に[illegible]入す、時に天[illegible]く、[illegible]乃[illegible]、自ら[illegible]、[illegible]敵[illegible]、我[illegible]く進み、[illegible]月[illegible]、[illegible]天に[illegible]るも、正[illegible]の[illegible]、會[illegible]山砲一門を指揮し之を[illegible]つ、賊遂に[illegible]走す、乃ち北るを追て大口に入り、進で馬越(マコシ)村の[illegible]を取り、賊を川内川に[illegible]、[illegible]舟を[illegible]る[illegible]、別に第二旅團[illegible]より出で、本之氏村近傍に[illegible]、[illegible]すること一[illegible]にして大口に歸る、かくて第一旅團[illegible]大口に抵り、第三旅團に代て馬越山を[illegible]、兩旅團[illegible]を分ち、廿三日、湯尾及び橋[illegible]山田等の地方を[illegible]するに、賊[illegible]に遇はず、仍て更に[illegible]を[illegible]し、右川内川に起り、[illegible]若寺に止り、[illegible]を隔て湯尾壘守の賊と相對す、賊は其小銃半を減する者の如きも、大砲は反て多きを加へたり、時に別働第二旅團の來議あり、吉田を以て分界とす。

羽野(ハノ)郷

和名抄、[illegible]刈郡羽野郷。○今羽月村なるべしと云ふも、其徴を見ず。

羽月(ハツキ)

今羽月村と云ふ、大口の西南にして、川内河の北岸なり、羽月川は一名山野川と呼び、北なる諸溪を併せ、羽月に至り川内河に會す、長凡六里。

下殿(シモドン)城址

地理纂考云、下殿村に藤尾城址あり、一名高山、牛屎氏の一族羽月某の居城なり、舊記に文保元年七月、薩摩國御家人羽月右衞門入道、建武三年太宰少貳の書に、羽月四郎右衞門尉元眞、又羽月太郎元眞[illegible]城、或は文和の頃足利直冬[illegible]直冬に屬せし[illegible]中、羽月孫太郎な[illegible]と見えたり、文明記に、文明十七年羽月[illegible]兒島に屬せしよし見えたれば、此時迄牛屎の一族羽月を領せしなり、其後[illegible]の時に至り、[illegible]記に見えたれば、羽月氏の亡ぶるは此時か、永祿中[illegible]刈[illegible]秋島津氏の兵に破られ肥後へ脱走す。

征西[illegible]云、六月下旬、連日の[illegible]、[illegible]けて降下し、川内河[illegible]に[illegible]、馬越村の[illegible]に[illegible]る、故に第三旅團は[illegible]、湯之尾の賊を前岸に見るも、[illegible]川の[illegible]備をなす能はず、又本[illegible]より通ずる大道も本皆[illegible]橋を[illegible]し、大口の運輸を仰く能はざるに至る、因て工兵士官をして更に[illegible]橋及び[illegible]川の方法を[illegible]せしむ、[illegible]對岸の[illegible]を[illegible]するは[illegible]十郎太にして、[illegible]を横川鶴に置くと云ふ。

牛屎(ウシクソ)

[illegible]名にして、今大口、山野、羽月の三村を總ぶ、又牛山郷と云ふ、[illegible]州[illegible]久[illegible]田帳に、牛屎院三百六十町内、島津御[illegible]四十町、[illegible]司[illegible]、[illegible]方五十五町、島津御庄方、[illegible]使、[illegible]十五町、名主[illegible]人[illegible]、[illegible]武五十町、名主九郎太夫[illegible]吉」とあるは此なり、後世牛屎を忌みて之を改めしは、天正年中の事なるべし、山野村平泉寺[illegible]に、天正十五年牛屎院と銘し、同所入山社の慶長十五年棟札には、牛山院と錄せり、(地理纂考)牛屎氏の事は大口城址に詳にす。

(山牛)

相良洞の長狀云、牛屎院之事、相良長續御代、是も三ケ國[illegible]之時分候し哉、從島津方此方へ被相去候之間、同以知行[illegible]仁體、牛山左京亮長直被差置候、左候間菱刈[illegible]地[illegible]邦樣、當方へ御[illegible]出來、與風[illegible]北[illegible]被取[illegible]候、至薩摩も被[illegible]武畧候條、水俣へも[illegible]現形候、當[illegible]其々色々被入手候之間、方々同前[illegible]候之條、先以[illegible]牛屎院之事、[illegible]兒島[illegible]進候、文明八年丙申三月、牛屎院を被取[illegible]、數日被相[illegible]候之間、同九月[illegible]去候、[illegible]仁[illegible]、式部大輔[illegible]」是も[illegible]年[illegible]。

篠原(シノハラ)

牛屎院の名田の號にして、[illegible]原文書によれば、[illegible]前小次郎[illegible]道國とて、元[illegible]中の人あり、[illegible]原[illegible]名田を領知したり、[illegible]名[illegible]九郎大夫國吉と云ふは、道國の祖先なるべし。

菱刈(ヒシカリ)郷

和名抄、[illegible]刈郡[illegible]刈郷。○今の[illegible]刈村即是なり、大口の東南に接す、建久[illegible]田帳[illegible]島津庄寄郡、[illegible]刈[illegible]三十六町一段、[illegible]大[illegible]御下文、三郎房法印[illegible]行之」

今の[illegible]刈村は、近代まで馬越(マコシ)、湯之尾(ユノオ)二郷に分れたる村里とす、馬越は即大字前目にして、湯尾は大字川北なり、羽月川の東南にして、眞幸川(川内河の上游)の北岸とす。

征西戰記云、六月卅日、第三旅團は砲九門を馬越村の臺及び下手村アバ野等に[illegible]し、[illegible]木本[illegible]湯尾町の前面より發火す、時方に十時、[illegible]を開かず、三浦少將は下手村の臺に在て、古田少佐に令し敵丸を冒し竹筏を以し川を渡らしむ、[illegible]て火[illegible]を[illegible]木村[illegible]後に[illegible]め、果して[illegible]兵の其目的を達せしを知り、[illegible]皆[illegible]羅[illegible]先を爭て渡る、初め[illegible]川を[illegible]るや、[illegible]近渡津の小艇を求むるに、

(越馬)

多くは田畝に在り、[illegible]に七艘を大口川に繋く、故に竹筏数個を作り、以て今日の用に備ふ、官兵已に曾木を略し[illegible]に至る、[illegible]尾より横川方面に出ず。

湯尾（ユノヲ）　今[illegible]村大字[illegible]北堤なり、文禄年中、征韓出師の[illegible]に[illegible]して、[illegible]後の[illegible]北八[illegible]を[illegible]内[illegible]宗は、湯尾の外[illegible]上にして、[illegible]の邑[illegible]島[illegible]久の内皆を合[illegible]、[illegible]日へり。

太良　今[illegible]の二村に分つ、川内河の南にして、西は山[illegible]を以て[illegible]村に[illegible]、南は栗野に接す、[illegible]は太良[illegible]で、今[illegible]村を管せるごとし。[illegible]者云、[illegible]に、其[illegible]十[illegible]官[illegible]、[illegible]大字[illegible]に[illegible]せられ、子[illegible]太良[illegible]、[illegible]対を云ふ、其治内を[illegible]、今は大字[illegible]と称す[illegible]、子孫太郎鎮重は、足利尊氏の檄に応じたり、永禄年中、大口[illegible]、[illegible]刈の[illegible]方[illegible]、[illegible]に在り、[illegible]年、大[illegible]原[illegible]左兵衛尉[illegible]」とあるも菱刈氏ならむ。

曾木瀧（ソウギ）　川内河の大瀑にして、太良と羽月の間なり。[illegible]、曾木[illegible]合ひ、[illegible]、ここにいたりて三條の飛泉となる、高さ七八丈、其三條を一二三の口といふ。[illegible]、曾木[illegible]は太良[illegible]曾木と、[illegible]宮人[illegible]間にして、川内河に[illegible]、[illegible]上に[illegible]、大[illegible]、河[illegible]に分れて[illegible]、[illegible]の如く[illegible]、[illegible]石[illegible]動す、下[illegible]にて、[illegible]川の[illegible]十間、[illegible]五町、[illegible]は[illegible]ず、水中[illegible]に[illegible]石[illegible]、[illegible]入[illegible]、[illegible]絶なり、此所に[illegible]天の[illegible]「[illegible]」又云、曾木の[illegible]、一名[illegible]陣、天正十五年、[illegible]寺より[illegible]、高き野岡にして遠に大口城を望む、石垣[illegible]々に残れり、[illegible]白水引を[illegible]し川内河を[illegible]り、宮之城を経、[illegible]田を[illegible]此所に宿る、時に新納武蔵守忠元大口の居城を守りて出でず、島津[illegible]久[illegible]、忠元天堂ケ尾の陣に[illegible]白に謁す。

征西[illegible]記云、大口の[illegible]兵、川内河に[illegible]せられ、之を満るを得ず、大廷[illegible]の奇兵を鶴田に出し、曾木の[illegible]に[illegible]、其[illegible]、廿九日羽月より[illegible]田に入り、[illegible]木に向ふ（鶴田より曾木に至る行程[illegible]里）[illegible]出[illegible]者[illegible]、[illegible]村の上に至る、其[illegible]、方一里餘、[illegible]、村[illegible]に[illegible]、[illegible]地に[illegible]守し我進行を[illegible]す、[illegible]に火し、[illegible]を川北の[illegible]に[illegible]す、十一時[illegible]に[illegible]れ山を越えて走る、其山に上れば、川内河[illegible]下に在り、時に河北の[illegible]方に[illegible]れり。

栗野（クリノ）　今[illegible]村と云ふ（[illegible]郡に[illegible]）[illegible]刈[illegible]の東南に接し、[illegible]河の南岸に[illegible]る、其南は山[illegible]して東西に[illegible]せ、東は[illegible]、西は山[illegible]、[illegible]河は栗野の北に於て一[illegible]して西に向ふ、[illegible]大隅の[illegible]、かくの如く[illegible]野は地[illegible]全く[illegible]刈に属するも、近代栗野[illegible]の二村を[illegible]郡に属せしめしは、其故を知らず。

[illegible]の勝[illegible]は、建久[illegible]田帳に栗野院六十[illegible]町[illegible]とあれば、大隅正八幡の分[illegible]なるべし、[illegible]日向[illegible]記に「[illegible]、[illegible]」とあれば、此も[illegible]野とす、建久九年[illegible]中臣時[illegible]状に、栗野[illegible]守綱の名あり。

松尾城址（マツノヲ）　今[illegible]村の[illegible]（コバ）に在り、大口の東南凡五里とす。[illegible]、松尾城址は河水の南岸也、外[illegible]の周廻一里餘、天正十八年[illegible]、当城に徙る、かくて文禄元年十[illegible]、[illegible]征韓の役に赴く、其首途に八幡神社（今[illegible]を改む）に[illegible]けるに、前夜より大雪降ていと深く積りければ「野も山も皆白旗と成にけり今宵の宿は勝栗[illegible]里[illegible]、[illegible]を大口に[illegible]、[illegible]納[illegible]元大口[illegible]田[illegible]に在り、
[illegible]あきなや[illegible]後れて[illegible]

此に[illegible]、[illegible]新[illegible]、[illegible]八[illegible]百[illegible]、[illegible]は、[illegible]の東[illegible]にして、[illegible]日月[illegible]、[illegible]六十[illegible]、[illegible]九十[illegible]、[illegible]にて、此[illegible]は西に[illegible]て、[illegible]、上古は[illegible]、[illegible]地は[illegible]なりしを、[illegible]て[illegible]分れしにし、地形を見るに、實に[illegible]けむ、両岸の間僅に四五間またま五六間にて、水勢[illegible]激し、其音雷の如し、其間半里[illegible]なり、[illegible]野[illegible]より[illegible]間の[illegible]に、大[illegible]等に異ならず。

征[illegible]記云、六月下旬、官[illegible]田[illegible]日に入る、[illegible]川[illegible]を[illegible]し、[illegible]たまたま[illegible]、我に[illegible]田の[illegible]なし、[illegible]（今[illegible]、字[illegible]）に[illegible]り、[illegible]三門を[illegible]し、[illegible]を以て之に[illegible]、卅日大[illegible]、[illegible]の[illegible]、[illegible]するも[illegible]を[illegible]たず、是に於て十[illegible]を以て[illegible]、[illegible]を[illegible]し、[illegible]して川[illegible]渉る[illegible]に[illegible]らしむ、[illegible]色[illegible]く、我[illegible]の[illegible]十[illegible]名、之に[illegible]て泳渡し、赤身卸で山上の餘賊を攻む、諸隊[illegible]之に[illegible]ぎ皆[illegible]る、[illegible]にして[illegible]。

大水郷　和名抄、[illegible]郡大水郷（[illegible]）今詳ならず、延喜式大隅国[illegible]名にも大[illegible]、[illegible]後[illegible]王、もしくは日向[illegible]の[illegible]にへたるや必然とす、今の村名を以て云へば、大口も[illegible]、[illegible]に外ならず

吉松（ヨシマツ） 今吉松村と云ふ、(始良郡に屬す) 栗野の東北にして、川内河の峽谷を占む、河は日州眞幸村より南に折れて、吉松の峽谷を貫き、(此間凡二里) 栗野に至り又西に向ふ、地勢水勢と共に段落を生す、即川内河上游中の一分界也。

地理纂考云、吉松は舊名筒羽野、建久圖田帳に筒羽野（ツツハノ）四十八町五段一丈、
作村、鹿兒嶋浮免田、以四十餘町、押領十五町殘、不輸國務、宗尊請使私用之、
とありて、今も[illegible]九八幡あり、當寺の別當寺、其宮永祿元年の鐘銘にも筒羽野村と記す、島津忠久の從臣本田小次郎、相州より來り、此地を以て邑と爲し、子孫永續して近世に至れり、[illegible]寺址あり、此寺は白山九品寺と稱し、土俗の説に觀應年中足利尊氏當國に[illegible]り、當寺を本陣として味方を招き、或は[illegible]八幡に[illegible]、[illegible]上京の後返[illegible]として、當寺の本堂を建立すとぞいふ(土人の足利尊氏と云ふは、直冬などをあやまり傳ふるもの歟)

始良郡

始良郡（アヒラ） 今伊佐郡の南を始良と云ふ、霧島山下の僻地にして、[illegible]に[illegible]み十七村あり、(本郡は一形の便宜に依り、鹿兒島郡吉田を本郡に併せ、本郡の栗野吉松を伊佐郡へ入る) 郡衙は加治木（カヂキ）とす。

本郡は古への囎唹桑原二郡の域に當り、大隅國の衷心に位置す、其地形を以て之を論ずれば、日隅薩三州の中府[illegible]、天孫降臨の遺蹟、隼人叛亂の遺事、皆此間に係る。今按するに本州に始良郡あり、後世肝屬郡の中に沒す、今の始良郡は之に異なり、初め桑原囎唹二郡を混淆し、建久圖田帳、曾於郡始羅郡の名なく、桑原郡なし、府中[illegible]調所氏、弘安十年文書に始羅（シラ）の地名も見え、其後始羅郡を改めて、始良郡と爲す、天正檢地、此と云ふ、明治維新の際、更に始良を始良に改作し、古稱を[illegible]、同二十九年、又西囎唹桑原郡を[illegible]し、皆本郡に合併す。

―――・・・○・・・―――

桑原郡（クハハラ） 此郡は和名抄に[illegible]、八郷に分つ。圖田帳に[illegible]を割きて置しなるん、建久圖田帳に、[illegible]及び始羅郡を[illegible]せて、桑原郡の名を失ふ、[illegible]、囎唹の[illegible]を憑ふべし、近代の桑原郡は[illegible]川、踊、[illegible]、吉松、[illegible]村にして、[illegible]式和名[illegible]境に非ず、[illegible]川[illegible]名[illegible]中川郷にあるなるべき、[illegible]吉松は[illegible]に[illegible]なるべしとおもはる、明治二十九年、郡名を停止せらる。

吉田（ヨシダ） 郡府宮の上方にして、大隅に屬するを當然とす。

此村、今[illegible]鹿兒島郡に[illegible]なれど、地は始良に[illegible]、[illegible]始良郡に[illegible]けり、往古大[illegible]行[illegible]、[illegible]吉田を[illegible]す、天正十五年[illegible]鹿兒島郡に[illegible]、[illegible]に屬せしか、天正十五年[illegible]島

地理纂考云、吉田院は建久八年大隅圖田帳に、吉田院十八町を[illegible]、[illegible]、天仁三年大隅八幡の[illegible]、吉田を[illegible]す、既にして[illegible]宮寺に讓る、[illegible]は[illegible]の子なりといふ、[illegible]是を外孫長[illegible]に[illegible]る、[illegible]吉田を[illegible]とす、其子吉[illegible]、右大[illegible]に仕ふ、吉清より九世の孫吉田清[illegible]、島津元久に[illegible]、京[illegible]に上り、[illegible]守に任ず、後に島津久豐の[illegible]事たりしことあり、[illegible]西[illegible]に[illegible]、[illegible]山、伊[illegible]に[illegible]、山中[illegible]、山の東に[illegible]を[illegible]て[illegible]

重富（シゲトミ） 今重富村と云ふ、吉田の東にして、[illegible]へり、[illegible]、[illegible]治二年文書に、重富名百八十町とある、[illegible]は此とす、前里を[illegible]元[illegible]と云ふ、鹿兒島市の北四里、[illegible]川（ワタセ）川は吉田村より來り、[illegible]元の北に至り海に入る(建

久圖田帳に、曾於郡市宮名卅三町とあるは、此に非ず)

地理纂考云、白銀坂（シロカネ）は[illegible]隅の州界にして、往還に當り、[illegible]あり、鹿兒島近地の險なるは是を以て第一とせり、坂の上より望めは、櫻島海中に秀拔して[illegible]山の如く、其[illegible]比すべきなし、[illegible]（イハツ）神社あり、社邊に寨址あり、天文廿三年、島津氏之を破り、帖佐を取る、[illegible]元濱は白銀坂の下の海濱を云ふ、人家數十軒、鹿兒島往來の舟船ある故に、通行の[illegible]白銀坂の難所を避け、此濱より發船する者少なからず。○又云、重富郷は、元文二年、國主島津[illegible]之を越前家忠紀の食邑とす、忠紀實は繼豐の舍弟なり、越前家とは高祖忠久の二子、周防守忠綱の流にて、永久中、忠久越前國地頭職に任す、忠綱守護代となりて彼國に住す、故に越前島津家と號す、其子忠行、播[illegible]國[illegible]の地頭職に任し、子孫承襲す、第十五代左近忠長、天文三年、播[illegible]國朝日山に戰死し、其家絶ゆ、因て周防守[illegible]をして其家を紹かしむ、一説に此時舊名を改め重富と號す、重富は越前國の地名也と、文祿元年、島津義久の[illegible]院[illegible]義久、豐太閤の[illegible]所と也と、[illegible]元に自刃す、後寺を建て之を弔ひ、心岳寺と云ふ、近年寺廢し、義久の[illegible]のみ存す。

征西[illegible]記云、六月、官軍鹿兒島に在り、賊軍四周之を[illegible]む、兩旅團の鹿兒島に入るや、蒲生横川を經て大口の官軍に[illegible]せんと欲するなり、而して之が道を啓かんには吉野村[illegible]の方位を以て最も便なりとす、然れども[illegible]此方[illegible]、且地形甚た不利、重[illegible]より[illegible]せざるべからず、六月廿一日、別働第一旅團は二大隊及び別手組一隊、第四旅團は一大隊半を發し、海軍[illegible]に搭載し、廿二日重富の沖に至る、海軍春日龍驤の二艦之に[illegible]す、黄大[illegible]を以て上陸、直に白銀坂の險を[illegible]し、諸隊皆上陸を[illegible]たり、已にして吉野村及越後山[illegible]山の諸壘を破り、鹿兒島城市の北嶺一帶を掃蕩す、日

暮に加治木より追撃し、米市[illegible]官兵を破る、尋いて島越帽山の嶮嶺を犯す、官兵防守利あらず、翌日に至り鹿兒島に退く、死傷七十、損九三萬を費す。

大原郷（オホハラ）

和名抄、桑原郡大原郷。○今詳ならず、國郡考に吉田平の地ならん、大原の字は吉田に在りと云へり。

帖佐（テフサ）

（帖佐郷）

今帖佐村と云ふ、加治木の東の下游にして、重富の東南、加治木の西に接す、鍋倉、松田、[illegible]等の大字あり、帖佐は[illegible]郡内に帖佐四三百七十一町大を領し、桑原郡の西偏を占め、古時なく郷名たるもののごとし、天正[illegible]年[illegible]帖佐[illegible]名として、其一部の郷名と爲し、東に[illegible]置て、帖佐、重富、加治木、帖佐等を置くしめ、國郡考に、帖佐は和名抄、答西、[illegible]、[illegible]山三郷の地ならんと注す。

（鍋倉）

百[illegible]云、帖佐鍋倉村の西野の間に、突兀たる一丘ありて、[illegible]を築つ、名づけて米山と云ふ。

帖佐城址（テフサ）

[illegible]考云、古城は鍋倉に在り、東北は山嶺に續き、南は水田に瀕る、[illegible]平山また[illegible]山と云ふ、古へ大隅國府に、由緒因石清水八幡の[illegible]ありしに、弘安年中、石清水[illegible]法寺了清下向して、[illegible]守護職[illegible]用等に代り[illegible]して、大隅[illegible]山に[illegible]て、頗る西を居城とす、かくて了清平山村の領家職となり、自ら平山と稱し、[illegible]子孫相ひ[illegible]、九代[illegible]に至り、島津[illegible]國平山を攻め[illegible]、二子[illegible]（[illegible]後[illegible]山を[illegible]、[illegible]川村を[illegible]ふ、因て[illegible]川と[illegible]す、六月、加治木[illegible]大和久平[illegible]し、當城の[illegible]、[illegible]に在て固く守る、七年島津[illegible]を[illegible]めて[illegible]を攻む、久平[illegible]る、[illegible]を[illegible]し[illegible]の[illegible]す、[illegible]後[illegible]代[illegible]、[illegible]、一時

帖佐を以て治所と爲す、慶長十二年十一月加治木へ移りて、島津[illegible]後久賀を帖佐の地頭たらしむ、今治所の跡六反許ありて、猶石垣殘れり、義弘治所の西北に隣りて、星山仲兵衛に陶工をなせし所あり、世に古帖佐燒と云ふ、仲兵衛は朝鮮[illegible]山の人、俗名を金海と曰へしが、俘囚となり義弘に隨從し、遂に歸化仕進して、姓名を改め士班に列す、巧に陶器を造る、其完好の作は義弘親ら萬字の印を捺す、之をば後世御判物として稱美す。

上別府川（カミビフ）

源を[illegible]村の西嶺に發し、東流五里にして、帖佐の鍋倉町に至る、[illegible]より下一里は舟楫を通ず、納屋は蒲生及び入來[illegible]の山民が出て、商品を交易し、米[illegible]薪炭を鹿兒島に運送する小埠頭とす。

答西郷（タフセ）

和名抄、桑原郡答西郷。○後世帖佐に混るもの是なり、古訓タフセならん、東[illegible]に、元久元年、大隅正八幡宮[illegible]長西云々、（高山寺本には益西郷にあやまる）

大分郷（オホイタ）

和名抄、桑原郡大分郷。○今詳ならず、豐後に同名あり、國郡考に、大分郷は後の蒲生郷山田郷などならんと云へり、其當否を知らず。

蒲生（カマフ）

今蒲生村と云ふ、吉田の北、帖佐の西なる山村にして、其西北は、山嶺を以て薩摩國と相限る。後[illegible]廿三年、大隅國[illegible]蒲生[illegible]田[illegible]村」と見ゆ、[illegible]は今入來村にして、[illegible]に本文に合ふ、建久圖田帳に、蒲生院百十町九段半と錄す。

[illegible]云、蒲生[illegible]、[illegible]八幡宮[illegible]に[illegible]、[illegible]藤原舜清、大隅國下大隅に下向し、後蒲生に移り、保安四年、八幡宮を蒲生[illegible]久[illegible]地に[illegible]す、云々、舜清は眞光坊と云ふ、[illegible]清[illegible]八幡の[illegible]守職たり、[illegible]め大[illegible]

（[illegible]）

水に來り、後當邑本城に移居、後[illegible]清に至り、島津貴久に背きて敗亡、[illegible]あり、[illegible]に[illegible]を建て正八幡若宮五宇の[illegible]（文字[illegible]にて製す、[illegible]に建立大[illegible]主島津[illegible]入道[illegible]原[illegible]、元和四年戊午當地頭[illegible]守、當座主權大僧都[illegible]云々とあり）を揭げ、一層の[illegible]を増す。

吉多（キタ）

蒲生の大字に北村あり、三代實錄「貞觀二年十月、[illegible]大隅國吉多[illegible]作吉刀[illegible]姓作[illegible]」とある吉多[illegible]は此なるべ（吉刀野[illegible]の[illegible]は、一[illegible]、今肝屬郡なるべし）

山田（ヤマダ）

蒲生の東北を山田村と云ふ、大字上名に王[illegible]山[illegible]寺と呼ぶ[illegible]あり、此は[illegible]八幡[illegible]せる[illegible]なりと傳ふるも、其[illegible]を見ず、又大字北山を三代實錄なる野[illegible]の地と云へり。

廣田郷（ヒロタ）

和名抄、桑原郡廣田郷。○今詳ならず、加治木[illegible]などに當るにや、後の審定をまつ、高山寺本には廣西に作る

加治木（カヂキ）

今加治木村と云ふ、大邑にして、本郡の治所たり、鹿兒島を去る五里半、國分を去る二里半、一に柁城に作る、[illegible]川、[illegible]山中に發源し、南流加治木に至り海に入る、[illegible]加治木の[illegible]市を反土とも呼ぶ、戸數二千。

（反土）

建治二年文書、加治木郷百四十五丁五段、[illegible]田五丁定百四十丁五段半、公田百九丁二段半、[illegible]田五反、永用百六丁一反半、[illegible]田五丁定百一丁二反半[illegible]尺二寸五分、本名永用五十丁、御家人郡司氏平、久永二十丁、御家人[illegible]田[illegible]、[illegible]二十丁二反、御家人[illegible]、吉原十丁、御家人[illegible]、[illegible]丁、大[illegible]法[illegible]子、宮[illegible]八丁、本名[illegible]五丁、御家人[illegible]、云云、（[illegible]）今[illegible]田[illegible]加治木の大字に遺り、[illegible]は帖佐の大字に遺る。○加治木郷は又建久圖田帳に、

百廿一町七段半　正宮新御領

公田、永用白六町二段　郡司大藏吉平妻所知
作名爲社領分、號府例符、以數百餘町、宛五十町所當、准千疋、殘六十餘町、不辨濟、府國兩方恣私用也、動不隨國務也、
國方所當辨田、十五町五段半
とあり、當時の田制租法の濫りがはしきを見るの好例證たり、別符とは特別の符宣にて賜與せらるゝ私田の謂也。

加治木城址（カヂキ）　地理纂考云、本城々は坂土に在りて、數曲郭に分ち、城門濠塹石垣等の跡今尚存せり、周廻凡一里許、西北は楢木（ナラノキ）川山下を周り、南は濠塹にて高六十間許なり、東は山野に連りて堀の跡あり、加治木八郎親平城主たり、親平は本大藏姓の苗裔にして、貞長（一に貞依に作る）に至りて嗣子なし、室を肥前山殿と云ふ、寛弘三年、關白藤原賴忠の第三子、宰相經平僞故ありて加治木へ配流せられ、貞長が室を娶り（一說に貞長一女あり肥前山女房と號す、貞長此女を經平に配して家統を繼かしむとも云ふ）一子を生む、藤太夫經頼と云ふ、大藏の家を嗣ぎ氏を加治木と改む、經平より經頼まで九代なり、加治木大和久平に至りて、明應四年、島津忠昌兵を將て加治木を攻め、久平を薩摩國阿多に移して、家臣伊地知周防重貞を地頭たらしむ、後地頭數々替して、慶長の末に島津義弘讓國の後、其居館と爲し、元和五年、義弘遂に此に卒す、藩主仍て廟塞と爲し、庶族をして世々之を守らしめたり。

安國寺址（アンコク）　加治木に在り、暦應年中、足利幕府が諸州に配置したる寺院なり、慶長中、南浦文之和尚、儒學を以て島津義久父子に親寵せられ、本寺を董席す、元和六年、鹿兒島大龍寺に逝き、安國寺に歸葬す。
加治木の大字日木山（ヒキヤマ）に、藏王と呼ぶ祠あり、山中に龍門（リウモン）瀑布あり、高二十四間横十間、水勢壯大なれど、夏季には頗に水勢少く、三筋或は四筋に分れ落つ、其景また奇嶮なり、此瀑布左右上下樹木なく、前面又水田なれば、深山幽谷などに似ず、甚陽氣なり、西遊記に、隅州加治木の北に龍門の瀑布瀧あり、予漫遊の間に見たる瀑にては、是を第一とす、然れども格別の遠土なれは、其名をだに知る人なし、惜むべしと記したり、此邊を龍門司坂と呼ぶ、陶器を作るもの數家あり、帖佐より移れる窯にして、元立院燒とも稱す、蓋亦朝鮮俘囚の遺業を改善したる者とす、川原燒又は山本燒と呼ぶも此に出つ。

(山木日)

(龍門瀧)

(龍門司坂)

征西戰記云、七月一日、官軍栗野を取り、二日兵を横川に進め、龍門司坂（リウモンジ）に至る、三日の朝、加治木屯在の賊、火を其民家に放ち、國分に走れり、第二第三旅團日々戰線を進め、加治木終に守る可らざるを以てなり、我軍乃龍門司坂を降りて加治木に入り、在營の兵と連絡す、八月下旬、賊、是可愛嶽の重圍を脱し、走路を求め鹿兒島に向ふ、三好少將其營を開き、第二旅團兵を提け、日州より海路鹿兒島灣に入り、二十八日の夜、兵を重富加治木等に配置す、時に賊已に栗野に至るの報あり、三十日、斥候に因り賊の横川に入らんとするを知り、即兵を進め、賊と横川村外に開戰す、賊數凡四五百、甚猖獗なり、阿武中佐善く防ぎ、銃槍突進を行ふ二回に及ぶと雖、彼れ皆て撓まず、我兵苦戰、纔に守拒を得たり、是日午後二時、賊の一軍踵を襲ふ、俘虜の口供を以てするに、初め賊の小林を出るや、兵を二道に分ち、一軍は隆盛に從ひ、一軍は都城を衝くの目的を以て、村田某之を率ゐたりと、踵に出たる一軍は即村田の率うる所、都城を衝くの策の行はれざるを思ひ、道を轉して此に出しならん、我兵の踵に出し者、隊を整へて之を邀擊し、遂に銃槍衝突之を郤く、既にして日暮る、因て亦賊を收む、蓋我軍の賊を眞幸街道の狭隘に遮ふることを得ざりしは遺憾なりと雖、賊も亦横川に於て我に遇はんとは實に意外に在りし者の如し、三十一日、天未明けざるに賊全兵を擧て將に溝邊に入らんとす、野津大佐一中隊を以て之に赴く、賊左折して間道に入る、我乃之を要擊す、賊又左折す、此の如くする三たびにして、遂に蒲生鄕に遁走す、山口少佐追躡して久德に至る、日已に暮れたり、九月一日の曉、賊路を分ち山を踰え鹿兒島に入る。

溝邊（ミゾベ）　今溝邊村と云ふ、加治木の北、東襲山（ヒガシソノヤマ）の西北なる山村にて、建治二年文書に「溝部六反、御家人諸太末房、在河七段、綾太寺宗助領」とあるは此也、近年の論者云ふ、溝邊は即陵邊の訛稱と、大字竈の上方に高屋陵ありと。
地理纂考云、溝邊蘭城は溝邊孫太郎の居城也、事蹟詳ならず、舊記曰、延文三年二月、畠山國明（一說直顯）加治木鄕土器園（トキソノ）に陣營を構へ、其執事野元藤次季安、帖佐萩原城に在りて、互に相援ひ、島津氏久の執事本田信濃守重親が溝邊城を圍む、氏久も又萩原城を圍みて、兩城井に危し、時に國府鄕八幡の大宮司和を畠山に求む、是に於て双方約して圍を解くとあり、後肝付越前守兼固代りて城主たり、兼固は高山城主肝付河内守兼忠の三男兼光が子也、文明十八年、島津忠昌久兼固に溝邊を與へ、當城に移りて子孫世襲す、文祿四年、秀吉公の命にて日當山（今の濱山なり）加治木溝邊三ヶ鄕の中一萬石の地を官田とし、石田三成を其代官とす、是に因て同年十月兼固が後裔を薩摩國給黎に移す、さるを島津義弘朝鮮の軍功を賞して、慶長四年正月、再舊に復せらる。〇建久圖田帳に、溝邊在河は酒井末能の所知なりし由を錄す、在河（アリカハ）は今本村の大字に存せり、有川にも作る。

(河在)

高屋山上陵（タカヤノヤマノヘ）　今溝邊村大字竈に在り、彥火々出見尊の御陵なり、（聖蹟圖誌）日本書紀云、彥火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵。古事記云、日子穗々出見命者、坐高千穗宮、伍佰捌拾歲、御陵者、即在其高千穗山之西也。延喜式云、高屋山上陵、彥火々出見尊

也、在日向國、無陵戸。

地理纂考云、高屋陵は溝邊郷麓村に在りて、俗に神割岡（カミワリヲカ）と云ふ、高六十間許、頂圓くして、八分目より下漸々に大きくなりて、根の周廻十町許、四方山嶺の接きたる所も無く、曠野の中に竪立して、ふと打仰がむにも、北形状山陵なることを知られたり、固より高千穂の西麓より、直徑三里に過ぎざれば、古事記に御陵者御在高千穂山之西也とあるに能く符合せり、又神割岡より南の方七町許に、鷹屋神社あり、上古設の神割岡の頂に鎮坐ありしを、御荒び甚しく、土人其神威を畏み、中古今の地に遷坐ありしよし傳稱せり、鹿兒島神社も神割岡より南に當り、直徑二里許にて、同神官等が古き傳へに、鹿兒島神社は彦火々出見尊の大宮の跡にて、御陵は溝邊郷木佐貫と傳へては在れども、其所と差て定かならざりしを、木佐貫は麓村の小名なりけり、然るに近世一説、高屋陵は肝付郡内之浦の國見岳の頂なりと云ふは、大に誤れり、古事記に高千穂の西とあるに方角合はず、又國見の絶頂は山下より三里に近く、殊に登路極めて險峻にして、斯の如き所に葬奉るべくも非ず、抑神代紀に火々出見尊の誕生の條に「以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號彼地、曰竹屋」云々とある地にて、此地は薩摩國加世田郷にて、笠狭の附近なり、往古此地に神社ありて社號を高屋と稱へ、同郷宮原村にも高屋神社ありて、共に二尊彦火々出見尊なり、是に由て按ずるに、當時竹屋ありし地名を高屋と云へるに就て、後にて伴を附會れる社號も高屋と稱へしにて、此事過なるも固より陵名にはあらず、尊を葬りありしより名を負せしものなるべし、さるを前述廣陵記に「日向國肝屬郡、大隅國肝屬郡、高屋山、在二郡相接、御陵此處之山」とある事大に誤れり、元祿年中、卜部兼連が著せる内之浦高屋神社の縁起を視るに、土人の傳說の儘にて、更に云ふに足らず、高屋山上陵神社に、寛保三年、正保六年再興の棟札を納め、又享保年中同郷の崎地頭に「鷹屋社領、麓村七畝八歩、有川村一反一畝」と明記す、亦徴するに足る。

仲川（ナカツカハ）郷

和名抄、桑原郡仲川郷、國用中津川三字。○今牧園（マキソノ）村（踊郷）横川村に當る、霧島山の西にして、山中方數里の地を占む、北は韓國嶽より山箇野（ヤマカノ）山に連亘する一脈を以て、伊佐郡（菱刈郡）と相限り、山谷の諸水は南に匯集し、金山川と呼び、犬飼瀧布と爲り、國分郷に入る。（牧園に中津川の大字存す）

横川（ヨコガハ）

今横川村と云ふ、加治木より大口井に加久藤に通ずる大路は此を經由す、大字上中下の三部に分つ、諸溪水皆横に流れて大路と交叉す。

地理纂考云、建久圖田帳、島津庄寄郡、横河院三十九町五段二丈、永久の比、藤兵衛時信横川郷を領知したり、横川氏と云ふ、時信は左馬頭平行盛の子にして、肥後守信基の三男、藤内左衛門信行の男なり、時信より第六代を河内守信氏といふ、信氏以後、永祿の比に至り、祁答院領主北原伊勢介此地を併吞す、時に北原に内乱ありて、其一族家臣多く彼に背きて島津家に歸す、永祿五年、島津貴久、島津義久兵を率て横川城を攻む、北原父子城中に自殺す。

山箇野（ヤマガノ）山

横川村大字上村に屬し、本郡と薩摩郡永野（ナガノ）村の間に亘る、永野は近世伊佐郡と云ひしことあるを以て、伊佐金山と稱し、黄金の礦坑あり、今私人稼行すれど、舊時の盛に比せずとぞ。

百園考云、伊佐金山は伊佐郡にあり、寛永中こゝに金苗あるを以て藩官に請ふて、其の坑を開けり、されば山中居るところ、多くは淘金戸にして、家屋相聯し、男女業を勉め、礦徒（ホリコ）炬火をともして坑に入り、沙石を採りて負ひ出で、礦を鑿してこれを摧碎し、穴中に溜り水を流さ、淘洗して沙金を拾ふ、この時謡をうたふ、[illegible]いさ謡は

し、

山もさかゆるくさりも繁く損む御山は尚よかれ、山の繁昌くせりば、音はいつもさんさき鳴るがよし

地理纂考云、横川金山、周廻二里二十餘町にして、一郊の中に、金山東西に分れ、上之村なるを山ヶ野金山、長野村なるを長野金山と號す、民戸三百、官は山ヶ野にあり、惣而堀を鑿り垣を結び、出入を嚴にす、始め金苗を見出しゝは長野村にて、金山を開きしは寛永十七年なり、さて其掘出たる石砦に金の附きたる限を擇びて、石臼にて細末に搗碎き、水に和して[illegible]にて引き、五六尺許なる木の樋に懸り、數度水に浸して泥を流し、其後[illegible]の鉢にて又數遍揺り、[illegible]て玉金と爲す、土人金をツルと呼ぶ、坑をシキ、石を砕く場を[illegible]場（セリバ）と呼ぶ、俗語にせりば[illegible]あり。○地學雜誌云、山箇野鑛山は、永野に跨りて、大略一里の間、大小百十八條の鑛脈を散有す、最大なる鑛脈二三十尺、最薄なるは一二寸に達す、皆自然金を主産し、硫銀礦を伴隨す、平均品位、百分中金六十[illegible]三十六、[illegible]鑛石の産は塊状なるあり、板状なるあり、又網状にして拾金系に屬するあり、比類なき名鑛なるべし、明治二十二年の所産は、金銀合計五十四貫目余、又貴年は金二十貫匁、銀十四貫匁と註せらる、明治二年以来の總計、七千二百四十三貫目餘に當れり、鹿兒島内屈指の鑛坑とす。

牧園（マキソノ）

今の牧園村は、近年まで踊郷（ヲドリ）と稱したり、中津川、三体堂、持松、宿窪田、万膳等の大字あり、霧島の西麓韓國嶽の西南麓にて、溪水皆南流し、横川の諸溪を匯合して、犬飼瀑と爲る、宿窪田を踊の首里とす。

（温泉）

宿窪田（スクボタ）

今牧園村の大字なり、温泉數所あり、[illegible]の湯酸泉最著る、泉源二所（一は温百二十度一は百廿八度）浴合に硫黄泉湧出し、平落（ヒラオチ）に[illegible]泉（温百二十九度）[illegible]泉（百卅七度）の二あり、[illegible]谷の奥にて、安楽谷の上方なり、安楽（アンラク）の炭酸泉は温百二十九度、泉脈高處に開くを以

て、之を導きて湯壺を成さしむ、新湯は炭酸泉にして、安樂湯の南十町に在り、濵之市を去ること三里半。

中津川（ナカツカハ）　今牧園村の大字なり、一名犬飼（イヌカヒ）と曰へり、温泉數所あり、其地宿窪田の東に并ぶ、硫黄谷鑛泉最著る。硫黄谷は硫黄泉の源池三所、共に百四十度の熱あり、湯性猛烈なりとて、虚弱の人は之に赴かざるも、谷中數間の屋舍、客常に充滿す。（濵之市を距る六里、海面上標高二千四百尺）同じ谷に、明礬山と呼ぶ同性の温泉四所あり、熱は百卅度より百五十度の間各差あり、榮野（エイノチ）尾湯も同性、温百六十七度に上る、硫黄谷の南八町に在り。栗川横瀬の二鹽類泉は、温百四十度、土人の傳に栗川の湯泉は霧島諸温泉の中に、最著の浴池なりと、濵之木の酸性泉は温百三十二度、硫黄谷を距る半里程に在り、[illegible]湯（鹽類泉百四十度）宿湯（鹽類泉百三十二度）[illegible]之湯（鹽類泉百零八度）折橋湯（炭酸泉百十八度）等其附近に散在せり。磯霜燃（ヒサウモス）湯は硫黄谷より登る半里程、標高二千七百餘尺の處に出づ、硫黄性熱百七十四度、浴池二所上は草を以て屋を葺くのみ。磯霜燃は明治十四年まで硫黄泉とのみ稱して、土人も顧みるものなかりしが、一癩者之に浴し、治を得けるより、人初めて其毒ならざるを悟る、此泉畔より荒野絶嶺を經て、一里廿五町にして、霧島神社に達すべし。〔鑛泉志〕

犬飼瀧（イヌカヒ）　中津川の南にして、襲山村に近接す、横川牧園二村の泉水滙合し、此に至り瀑水と爲る、高三十間闊十間餘、其音山谷を震ひ、其色烟雲に迷ふ、一名夕虹（ユフニジ）瀧と云ふ、水減する時は三四條の素練を引くに似たり、號して薩隅日第一の瀧水と云ふ。

韓國嶽（カラクニ）　又西嶽と云ふ、霧島山の西峰なれば也、牧園村の東北に屹立し、直高五千三百尺、背は栗野小林の諸郷にして、本郡及び伊佐西諸縣の三郡の交界とす。延喜式の韓國宇豆峯神は、此大嶽の東を山下なる地（今敷根村）に崇祭したるにや、又古事記なる高千穂峯に、天降の段に「韓國に向ひ笠沙の御前を眞來通りて、朝日の直刺國夕日の日照國、かれ此地ぞ甚吉き地」と詔ひきとある高千穂宮も、蓋此山南にして、謂ゆる韓國は卽峰名なるべし、宇佐託宣集に、

天國排開廣庭天皇、御宇三十二年、辛卯、豐前國宇佐郡菱形大尾山、有靈異之間、大神比義奉祈申之時、現天童言「辛國の城に始て八流の幡を天降して、我は日本の神と成れり」云々、人皇第一の主、神日本磐余彦尊於、御年十四の時帝釋宮に昇り印璽を受けて、日州辛國城蘇於峯に還り來れるは是也、蘇於峯とは霧島山の別號也」

と曰へるも、正宮八幡神の天降を設けるものにして、又天孫降臨の傍證たるべし。

大浪池（オホナミ）　韓國嶽の南方なる嶺頭に在り、東西三百間、南北二百間、其形[illegible]頗奇なり、土人傳説して種々の神異を托せり、古史に「浮渚（ウキジマリ）たゝら（平處）に立たし」など云ふも、かゝる地形を指すや必せり。地理纂考云、韓國嶽は霧島山本峰より一層高峻にして、中嶽以上はさらに草木なく、只白石焦土の頽崩して、宛雪の如きを看るのみ、東嶽に比して登陟特に險難なれば、之に登るもの最稀なり、半腹なる大浪池は、神龍の潜栖して風雨災害を起す所とぞ、土人は頗之を畏敬す。

三體堂（サンテイダウ）　今牧園村の大字なり、薩藩舊記、建治二年文書に「桑東郡宮永十二丁、長加領六丁、上三臺堂六丁、下三臺堂六丁、世戸口名十三丁」などある三臺堂、卽此なり、蓋佛寺の名に出づ。韓國山下の寒村なれど、温泉あり、[illegible]投の硫黄泉、温百三十九度、關平（セキヒラ）の鹽類泉、温百二十七度、手洗（タアラ）の鹽類泉、温百二十六度等あり、三臺堂の上方なる大字萬膳（マンゼン）の大良谷（オホフタニ）に酸性泉あり、温百五十二度、泉源一池を成す、廣二畝許にして、熱湯沸騰、頗奇觀とす、民家を距る二里餘の絶壑に在し、俗に地獄池と呼ぶ、猪鹿の類往々之に投して死することあり、又此邊の山谷に明礬を産出す。

（萬膳）

稻積郷（イナツミ）　和名抄、桑原郡稻積郷。○今詳ならず、中川郷の邊ならん、一說に隣郷に充つる者あれど疑あり、恐らくは今の西襲山村にあらずや、中川郷の南に接す。地理纂考云、國老巷談と曰ふ冊紙に、和氣清麿の大隅國に流罪の時、彼國の桑原の父老稻積といふものの家に寓りぬ、一日稻積の曰く、往古より此里の習にて、雨降れば河伯祭と申事の侍りて、少女を仲津川の淵に沈めて、之を河伯の婦と呼び侍せり、云々。

西襲山（ニシソノヤマ）　今村名に呼ぶ、襲山郷の西部にて、國分郷の北、溝邊村の東南に接す。大字佳例川（カレカハ）、西光寺（サイクワウジ）、東郷、朝日等あり、薩藩舊記云、建治二年文書に「桑東郡上西郷六丁、東郷六丁、則貞三丁、西光寺」云々とあるは、此なるべし。西光寺は霧島神の供僧房の名也。佳例川の山野（ヤマノ）湯は、炭酸性温百二十八度、宿窪田の安樂川の鑛泉と接近す。

（西光寺）

豐國郷（トヨクニ）　和名抄、桑原郡豐國郷。○今詳ならず、續紀「和銅七年、隼人、民荒野心、未習憲法、因移豐前國民二百戸、令相勸導也」とあるに考ふれば、本郷は其移民の建てし者歟、今の西國分村などにあらずや。

濱之市（ハマノイチ）　今小濱（コハマ）、住吉、内山田等と合同し、西國分村と改む。國分郷の西部にして、西襲山の南に接し、海灣に臨む一大邑なり、大隅正八幡宮あり、謂ゆる鹿兒島神社是なり。濱之市は往時より海驛の名あり、大隅古國府の津頭也、文祿中島津義久此に築城して、富隈（トミクマ）と云ふ、今大字住吉是なり、松林の間に敗壘猶存す。○玄與日記云、文祿五年七月九日、鹿兒島より近衞前左大臣信輔公御歸洛也、

（小濱）（富隈）

正宮寺文書、御船濱上に出つれば、鹿兒島の僧俗迎にのり、御名残をしたひ送り奉りぬ、十日の晩景に、大隅濱の市に御着船、川相其所右衛門尉所御旅館になる、明る十一日、正八幡宮にて御寶の會を申すゝめらる、

立帰名残りにぞあれ松かげはすずしき秋のやどりと思へば。　信輔

(木之房)正宮日記、建治二年文書に「桑西郡内村卅丁、内山田五十丁、中原五十五丁、小濱六丁」などあり、今の西國分村の大字に符合す、又同書「桑西郡木之房(キノフサ)名三丁、上久満五丁」とあり、木之房は大字内村に屬し、木之房温泉存す、(麑備詳、)温百十八度、浴客宿舎の設備る、濱之市の北一里)建久圖田帳にも、木房紀太郎貞房と云人あり。

歎森(ナゲキノモリ)　百國名云、桑原郡西國分の内村にあり、寛文中の書に、宗毛木の社見ゆ、さて立よりし、宮の右の方にうの周り十歩許りもあらん、大くすのうつほあり、大古秋津洲に草木の無かりしはしめ、高天の原より投給ひし木なれば、なけ木と名けしよし申傳へたりと見ゆ、今も原の社の根側より芽出て、長成して清日を蔽ふ。

禰宜こそをさのみをきけん杜ころはては宗毛木のもりとなるらめ(古今集)　貫之

たひたゝて枯れぬときゝし木の本のいかでなげきの杜となるらん(同集)　元輔

鳩脇(ハトワキ)　今濱之市の浦に地とす、長門本平家物語に、大隅國鳩木浦、鍵子の浦の伯陽、また鳩脇の八幡宮と云ふ、正宮文書に「八幡崎、又云三崎」とあるも同地とす。

鹿兒島(カゴシマ)神社(大隅正八幡宮)　今西國分村濱之市の北十餘町字宮内に在り、一に大隅正八幡宮と呼び、本州の一宮たりき、明治四年更に官幣に班す、鎭西の名神也。

百國名云、大隅正八幡宮をは方俗正宮(ミヤウグウ)とも稱し奉り、内村に鎭坐す、昔時此邊廣くかゝりて、其地名をば鹿兒島とぞ呼びし、今も社頭の南に、霧の山などいふところあり、又日本書紀に「寶字八年、麑島信尒村之海、沙石自聚、化成三島」と見えしも、即この外面の海中なり、正宮傳に神武天皇の創建とす、さて此神閣度々炎上あり、天文中日秀上人に命して宮殿を新建し、別當を鷲峯山靈鷲山寺彌勒院と號す、天台宗にして性空上人開基すといへり、(建治二年文書、彌勒寺田卅七丁)石體(セキタイノミヤ)宮は正宮の東北にして、鬱々たる林樹の中に崇奉す、正宮傳に今の正宮は和銅元年御建立にて、其以前石體の地即宮床(ミヤトコ)なりと記す、されば初めこの所に八幡の廟を建られ、さてその後今の山上に遷宮ありて、此神石は猶舊地に留め祀らるなり。○神祇志料云、鹿兒島神社、今噌唹郡國分郷宮内村にあり、傳云ふ、天津日高日子火火出見尊を祭る、(神祇鈔、土人傳説)即大隅一宮也、(一宮記)延喜の制、大社に列る、(延喜式)後世に至て八幡神を配祭る、仍て大隅國正八幡宮と云、(大隅國圖田帳、宇佐託宣集、廿二社註式、中右記)弘安七年二月、將軍惟康親王、豐前國上毛郡、勤原村を正八幡宮に奉て、聖朝安穩異國降伏の事を祈り、正安三年、又日向國臼杵郡田貫田を奉りき、(島津文書)即是也。

地理纂考云、鹿兒島神社は彦火々出見尊を奉祀す、其末社は四所宮(四柱の神なるべけれど、今詳ならず、)隼(ハヤト)風宮(日本武尊の熊襲梟帥を誅戮したまへる御靈を祭るとぞ、一説に豐玉彦命にして、神代紀に謂ゆる汎風ならむと)三之宮(祭る所豐玉姫火闌降命等とぞ)雨之宮(猿田彦神とぞ)等本社の傍に在り、當社は如何なる故にかありけむ、往古より八幡宮と稱して、建久八年の圖田帳に、正宮領と見えたるは、皆此神領なり、圖田帳に見えたる大隅薩摩兩國の神領を算るに、凡二千五百余町に及べり、其盛大なりしを思ふべし、社説に彦火火出見尊の高千穗宮の跡なるよし云傳へたり、井上某(鹿兒島花尾神社の社司)家藏、正宮傳記に、鹿兒島神社は神武天皇の御創建なりとあり、永和三年、總宮司北村河内守入道了覺か寫したる社傳記に「凡每歲八月十五日、正宮濱下之行事、騎馬武者二百六十人、神輿に供奉するの例」とあり、往古の神事壯觀盛裝なりしを知るべし、今も毎年三月十日の祭日に、一鳥居より二鳥居迄の間、所せきまで市を出し、さまざまの品を賣り鬻く、中に木製の鯛と化粧筥とを出すを嘗例とす、化粧筥は彦火々出見尊海宮にて豐玉姫命と婚姻の式を傳へ、木鯛は尊の釣を取りし赤女魚の故事に傚へりとぞ、又隼人の狗假面を神庫に納む、正八幡宮寺の事は、東鑑元久元年の條に「國右大下御領、掃部頭入道寂忍、爲正宮地頭之處、宮寺依申子細、被止其儀訖、其後又三箇所被補三人地頭之間、造營之功難遂之由、云々、仍今日所止彼地頭職等也、件三箇所者、宮後一頁西、荒田庄地頭山北六郎種直、方得地頭馬部入道清賢云々とあり。

天文十年九月、市謁大隅正八幡宮、

千年同貴吉司喜、家國[illegible]御代、不用周人論長策、

宮前松栢翠森々、(島隠集)　竹居

(石體宮)同書又云、當社は今社家留守、最勝寺、澤の四家あり、石體(セキタイ)宮と云は、當社の東十餘町に在り、神體石像なるが故といへり、社傳に鹿兒島神社の原所なりと云ひ、又彦火々出見尊の山陵なりともいへり、神體は常に薦固もて覆ひたるを、每年某日に改むる例にて、社人の執爲澤田某、齋戒して內陣に入り、薦を改む、然れども深く密封して、他人の觀ふ事を禁す、社前に小石積重て小丘を成せり、旅行に願く者一石を齎て、祈り來りて別に一石を加へて返獻す、いにしへ年其末世陵を流し、其跡數仭の谷となりて、今は假宮なり、此時始て山陵ならざりしを思ひ知れり、釋文之南浦文集「正八幡大菩薩正廟、見方有石體、石體有四句偈文、曰昔於靈鷲山說妙法蓮華經、今在正宮中示現大菩薩、故聞正八幡大菩薩、

釋迦牟尼世尊分也、云々、曾前宇佐八幡宮禪者[illegible]之、遣使三人、來[illegible]此石傳之[illegible]、其[illegible]然不息十八日也、至於四月二十日、四句妙文拜[illegible]、而其[illegible]不少[illegible]云々と記したり、されど今石體更に文字ある事なし（石體宮の事長門本平家にも見ゆ）

國分八幡宮へ雨乞の歌

鳴神の山めぐりする絶えまよりあらはれいつる秋の[illegible]まくも、　入道　龍伯

按ずるに八幡神の本主神は、古史[illegible]大[illegible]間なるべし、其大隅正宮が、特に古來相傳へ、[illegible]火々出見尊を祭ると稱するは、即[illegible]間の中心に當る、これは正八幡[illegible]起にのみ據るにあらず、[illegible]說を據するにあらず、[illegible]後の[illegible]大[illegible]現環本記[illegible]、八幡宮[illegible]、[illegible]宮に[illegible]なし、日向國に入向給ふ[illegible]女を[illegible]給を、其[illegible]生[illegible]子を[illegible]宮[illegible]中と見え、鹿兒島神社にも現に[illegible]宮[illegible]存す、宇[illegible]清水等にも之を迎祭せり、之を神代紀に[illegible]せば、[illegible]子を生み給ふは、彦火々出見尊にあらずして、[illegible]合[illegible]なるを[illegible]ふ。又[illegible]女をば[illegible]大王の[illegible]大比留女と記し、平[illegible]物語に、[illegible]位の陳大王[illegible]は、[illegible]神功皇后と稱ると說く。近世白井氏の神社[illegible]には、當社は[illegible]術を[illegible][illegible]とさへ見ゆ、井澤氏俗說[illegible]に又合ずる所あり、近時[illegible]田氏の八幡御考あり、又[illegible]に[illegible]すべし、蓋此正宮は皇孫の歷史的[illegible]にして、後に宇佐八幡は別に一種の[illegible]想的神[illegible]なるべし、[illegible]に[illegible]天皇を以て、八幡神に引きあてしは、史[illegible]和して、更に一解を建てし者とす、[illegible]神[illegible]心[illegible]を要す。

[illegible]按、八幡神は本より大隅に歷史的[illegible]として祭られしを、養老三年隼人の動搖に當り、官軍此神に祈りて平定を得しにより、八幡の[illegible]て廣く世に[illegible]したる[illegible]、宇佐の大神氏の此に來し、八幡神の威靈を傳唱して、別に一種の託宣を布く、其本は一に出づれど、末は[illegible]分れたり。されば後世大隅の說話と、宇佐の託宣を相混亂し、其解釋を原神話に依りて云々すれど、遂に決する能はず。[illegible]史的研究に因り、八幡神の化現に對する人心信仰の[illegible]世[illegible]を徴すべきのみ。且宇佐託宣集に「元正天皇、養老三年、大隅日向兩國隼人等襲來、擬打傾日本國之間、同[illegible]年六[illegible]、[illegible]向[illegible]之時、神託云々、[illegible]中有[illegible]宣、我[illegible]此[illegible]王守護之替、可降伏[illegible]也」と、[illegible]に[illegible]は、[illegible]の事にはあらで、大隅の[illegible]、[illegible]後宇佐宮の[illegible]りし時、かゝる[illegible]、又一說、和氣清麻呂[illegible]、[illegible]即正宮なりと、[illegible]正宮に、[illegible]を[illegible]祀したりとも論ずべし。（石城址井に姫木をも參考すべし）

[illegible]田氏云、大隅正宮[illegible]中に[illegible]大王之[illegible]大比留女、七歲而懷妊、九月産生、天子王臣共怪之、問云、汝幼少也、[illegible]人[illegible]、答云、[illegible]人、[illegible]中、[illegible]止人[illegible]、[illegible]見、[illegible]入、[illegible]日[illegible]、自其日[illegible]、[illegible]後[illegible]、所生之子也、云々、今二歲之時、問之、君[illegible]人哉、答云、我名八幡、彌成奇異之思、三四年[illegible]、[illegible]、而[illegible]子共[illegible]、其言云、汝非人[illegible]、[illegible]著之所、可[illegible]所[illegible]、此[illegible]大隅之[illegible]岸、[illegible]八幡[illegible]、又云[illegible]」、（こゝに八幡[illegible]と云ふ地名あるは、八幡の神號の根源にもやあらん、小山田與清が考に、八幡宮はもと[illegible]前に八幡と云る里ありけん、[illegible]國に幡多[illegible]八幡などいふ所あまたありて、それは[illegible]、また火[illegible]にや、和名抄に「[illegible]傳云、[illegible]山作[illegible]、謂之[illegible]、[illegible]田[illegible]、[illegible]」とみえたるをもおもひ合せて知べし、神功[illegible]に、[illegible]は[illegible]しに起れる由しるしたるは、文字によりて附會せしか、がことにこそ有けれ」と云へり）とある陳大王之[illegible]大比[illegible]女云々と云ふより以下、いと妄誕にして、古書に徴なけれど、この陳大王といふ事の、自に[illegible]火々出見尊の御事なる由、かつぐに知らる、大比留女と云ひまた「朝日光在胸間」と云るは、至く[illegible]帶姬命の外祖の祖先なる、阿加留比賣の故事を陰[シヌ]にして、應神天皇の事を隱[ウヘ]に云へるなれ、かの託宣集（宇佐八幡の天平勝寶七年の託宣を擧たるなり）に「大帶[illegible]者吾母[illegible]、[illegible]王之夫人也、[illegible]門明[illegible]吾[illegible]」云々、また延喜廿一年宮崎の神託に「[illegible]門宮は我[illegible]に御坐」とみえ、其系を記して龍王の娘に[illegible]門、大帶姬、その大帶姬の子に八幡とあり、又「大帶姬前者、[illegible]王之夫人、今者[illegible]王之[illegible]也」なと云へる、[illegible]ながら此女神は神功皇后を申せるにはあらざる事、[illegible]王之夫人[illegible]王之[illegible]にても著く聞こゆ、又太宰府大監惟宗[illegible]所[illegible]記曰「宇佐宮一[illegible]御[illegible]、玉依姬[illegible]、是陳大王[illegible]、今[illegible]付大隅國」と上文に引る大隅[illegible]記に陳大王之[illegible]これなり）其王子即大隅正宮是也、其[illegible]玉依姬」また「或說云、宇佐宮二殿玉依[illegible]、是[illegible]大王也、[illegible]付大隅國、其王子正八幡[illegible]、其母后[illegible]生夫、[illegible]大菩薩御母[illegible]、云々、古記云[illegible]不合尊、母者豐玉姬也、取母[illegible]王依[illegible]、生四男、日本[illegible]、[illegible]玉依[illegible]女王依姬也」云々とある時は正八幡は[illegible]天皇の如くに聞ゆれども、葺不合尊の御母豐玉姬をさして申せるものなるべし、また或記に其母后[illegible]生夫爲大菩薩御母數など云るは、言ふにも足らぬ事ながら、豐玉姬の事を神功の事として[illegible]傳ふるより、事實うち合ぬを以て、[illegible]生夫とは云るにて、八幡神は實は火々出見尊なるを、應神の事とせむとて、かゝる說を設けてかけるなり、また大隅正宮とは、諸神記、一宮記に大隅國桑原郡[illegible]島神社[illegible]は正八幡宮と云ふ由みえ、神祇抄に「大隅國正八幡、火々出見尊也、與宇佐八幡不同」、（こは宇佐八幡を應神天皇としての上より云る詞なれば與宇佐八幡不同とあるなり）また神社[illegible]錄にも、社傳、

[illegible]降火々出見尊云々、[illegible]神代山陵考にも「[illegible]
實、火火出見尊、[illegible]、當[illegible]今大隅國桑原郡宮
內地、[illegible]あるに據らば、八幡大
神は彦火々出見尊にして、比賣大神は其后豊玉姫にお
はす事明らけし。

内山田(ウチヤマダ)　今西國分の大字にして、内村の山田の謂なり、宮
内村と山へ[illegible]ず、[illegible]、天平元年、大隅隼人佐須(サス)
[illegible]、[illegible]なく[illegible]名を負へる
(宮內)[illegible]なり、山田は[illegible]にあらずや、内とは正宮の境
内の義とす、長門本平家に宮中に作る。

天降川(アモリ)　今新川(シンカハ)とのみ呼ぶ、國之前と國分府中の間に
て海に入る、其[illegible]は霧島山に發し、大津川、
又[illegible]川の[illegible]あり、[illegible]の西に於て中津川、横川、大岡
[illegible]を併せ、國分郷の中央を貫く、長凡八里。此川の
下流は、[illegible]の頃、河道を改めたることあるに因り、
新川の名ありと云ふ。

桑原郷(クハハラ)　和名抄、桑原郡桑善郷。(國郡考云、桑善は
桑原の誤にして、今の府中國分の地ならん、
大[illegible]なり、[illegible]久[illegible]田帳に、[illegible]百八十九町四段
大、桑西郷百五十六町三段を錄す。○按ずるに、桑東桑
西は、[illegible]に引けり、[illegible]氏[illegible]二年文書にも見ゆ、
廿田畝は散在碁布して、一定の境域を以て相分ちしに非
ず、其桑西郷と稱する田畝を擧ぐる中に、
内村三十丁、内山田五十丁、尖尾五十五丁、小濱六丁、
山之路二十五丁、新[illegible]七十五丁、中之新[illegible]十三町、
[illegible]十八丁、つる山野[illegible]地、[illegible]、野口村□[illegible]所
[illegible]三丁五反、[illegible]寺[illegible]田[illegible]卅七丁八段半、百
[illegible]一丁六反、[illegible]寺一丁五反[illegible]、溝[illegible]寺
五反五寸御家人田所宗久、[illegible]一反宮田所永[illegible]、法
樂一丁五反、[illegible]寺三反[illegible]、正[illegible]□尺、石[illegible]太
[illegible]八丁、[illegible]寺三反[illegible]、新[illegible]三丁[illegible]行[illegible]
[illegible]撿校房、長[illegible]□一丁一反[illegible]印[illegible]、中山寺三
反同人、石水寺一反御家人修理所撿校丸、西光寺三反、
[illegible]寺三反[illegible]山半五反[illegible]司[illegible]、九[illegible]宇十丁[illegible]所
[illegible]左[illegible]門入道、[illegible]五丁、二丁五段[illegible]所司
[illegible]、二丁五反[illegible]寺[illegible]、小[illegible]
丁四反[illegible]加利[illegible]、[illegible]々木二反[illegible]、
石上一反御家人修理所撿校丸、[illegible]三反[illegible]、
[illegible]山[illegible]三反[illegible]寺[illegible]、加[illegible]河七段、[illegible]部六反御
家人[illegible]、在[illegible]七反[illegible]太夫宗助[illegible]、[illegible]見二反[illegible]
[illegible]、竹[illegible]七反[illegible]所[illegible]左[illegible]門入道、[illegible]久[illegible]七
反御家人税所介義祐、鹿兒島庄一丁七反源太夫、御服
[illegible]六丁六反[illegible]所[illegible]、府社一丁大府御[illegible]□□、大穴
持新田五反[illegible]主大宮司[illegible]家人[illegible]木大夫、米丸二丁六反
[illegible]、六反[illegible]寺[illegible]山房、[illegible]二丁六反留
[illegible]主[illegible]左[illegible]門尉、大[illegible]六反[illegible]、[illegible]一丁七
反[illegible]行[illegible]井[illegible]光房、乃[illegible]一丁[illegible]
などあるにて之を[illegible]すべし、桑原は古[illegible]なりしに
や、今も正八幡宮[illegible]官に桑[illegible]氏あり、其古郷は今國分村
東國分村に當る、西は天降川に至り、南は海北は[illegible]郷
東は[illegible]村なりとおもはる、然るに

[illegible]子[illegible]　[illegible]宇不動丸田[illegible]事　([illegible]寺文書)
今[illegible]段、在桑原[illegible]一[illegible]二里、字竹原田、[illegible]段者、
四至、東限三[illegible]、南限三[illegible]田大[illegible]、西限大河、
北限[illegible]、[illegible]所、
在同御幸上村、字古川[illegible]者、
四至、東限[illegible]丸田、南限[illegible]丸田、西限[illegible]田、
北限[illegible]根、
右件田[illegible]等、[illegible]丸[illegible]傳私領、子[illegible]不[illegible]丸内[illegible]
[illegible]也、但[illegible]公[illegible]者、[illegible]名[illegible]、[illegible]
[illegible]子[illegible]、[illegible]、可[illegible]之[illegible]、如件
[illegible]二年四月二日　[illegible]子[illegible]子紀[illegible]房

(郷西)
[illegible]の古[illegible]によれば、[illegible]西なる今[illegible]川[illegible]桑原
郷の一條とす、疑惑多し、郷にはあらで郡の誤とすべし、
郡の西北隅を一條一里とすること、古法に符合す。
又[illegible]田帳に[illegible]の下司[illegible]を[illegible]西[illegible]大[illegible]
[illegible]す、桑原[illegible]西河(サイカウ)を[illegible]し、なり

府中(フチユウ)　今國分村大字府中[illegible]なり、府中の東に接して、
國分本町あり、[illegible]國分は[illegible]より出でし名なれ
ば忌むべしとて、之を國府に改作したることあり。和名
抄、大隅國府、在桑原郡、[illegible]式には大隅國、管八郡、
行程上十二日、下六日と錄す。
府中の守公(モリキミ)神社は[illegible]と稱し、[illegible]氏の家に古文
書を所藏す、其一に曰く、

定　[illegible]
一番　[illegible]　[illegible]入道　[illegible]
二番　[illegible]　[illegible]太夫　[illegible]
三番　[illegible]丸　大[illegible]太夫　[illegible]太郎
四番　[illegible]山　[illegible]郎　[illegible]次郎太夫
五番　[illegible]　[illegible]三郎　平四郎[illegible]
六番　[illegible]丸　[illegible]三郎　大宮司
七番　[illegible]内村入道　[illegible]大夫　[illegible]次郎
八番　[illegible]三郎大夫　[illegible]　[illegible]司
九番　[illegible]大[illegible]入道　[illegible]　[illegible]王
十番　小[illegible]入道　左[illegible]大夫　[illegible]三郎
右任先[illegible]、[illegible]如件　弘安十年七月日

國分(コクブ)　今[illegible]村是なり、寺名より起る、近世國分郷と呼
(府中)びしは、天降川の西に及び、[illegible]かりき、又
國分郷(コクブ)とも稱しき、今の本村并に東國分西國分は其域内
とす、[illegible]市を本町と云ふ、加治木の東二里餘。
國分は[illegible]の一[illegible]地にして、古へより名高きは東
國、[illegible]、[illegible]王、[illegible]、武光の五所とす、[illegible]も八所
十二所の[illegible]、[illegible]、文[illegible]年中、國分新域の[illegible]入

道の侍臣、山内四郎左衛門といふもの、煙草種を肥前の唐人より傳授し、之を本地に移植し、寛文の頃より漸く世に著れ、薩摩淡婆姑の名を廣むと。

國分寺址　大字上小川の隼人城址の西南八町に在り、延喜式、大隅國分寺料二萬束、文珠會料一千束と錄する者此なり。地理纂考云、國分寺は近年まで猶小庵をのこせしが、今全く廢したり、其址より古瓦の砕けたるもの餘多出で、好事の輩之を硯と爲す、天文年中、四辻參議秀遠敕使として、金泥字の心經を本寺に納めんため下向ありしに、日州大亂にて通路なく、伊東義祐の手を經て、大隅守護代本田董親に傳へ、辛くして國分へ納めたる由、本田家譜に見ゆ。

小河　今國分村に、上小川あり、薩藩舊記建治文書に上小河三十五丁、下小川二十五町とあるは此なり、又建久圖田帳に「小河院三百四十八町三段大」とあるは此を本として、各所散在の田園を、小河倉院に收納せる總數なり。

隼人城址　上小川に在りと云ふ、古の熊襲の都城ならん。○地理纂考云、隼人城とは曾君此に居り、隼人を領したる所とす、神代紀姓氏錄に隼人の事見え、續紀「和銅三年、日向隼人曾君細麻呂、教喩荒俗、馴服聖化、詔授外從五位下」また「天平十三年、外正六位上曾君多理志、十五年外正六位上曾君乎佐」など曰ふ皆是なり、此曾君の屢朝命に叛き、熊曾と呼ばれし事は、古史に載するごとし、今城址に大洞あり、之を長盜と號す、隼人の曰佐たる、曾君の居れる洞なれば歟、又拍子橋と云地あり、隼人城より寅卯の方十町許にあり、今俗庚申橋といふ、土人相傳へ、熊襲梟帥隼人の城中に酒宴して在りけるが、日本武尊に襲はれ、此橋本にて誅せられしに因り、拍子橋の名を負へりといふ、書紀曰、熊襲又反、而侵邊界不止、遣日本武尊、令討熊襲、時熊襲有魁帥者、名取石毘文、亦曰川上梟帥、悉集親族欲宴、於是日本武尊解髮、作童女姿、以密伺川上梟帥之宴、云々、古事記曰(上略)故到于熊曾建之家見者、於其家邊軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、故遊行其傍、待其樂日、爾臨其樂日、如童女之髮、梳垂其結御髮、服其姨之御衣御裳、成童女之姿、交立人之中、入坐其室內、爾熊曾建兄弟二人、見感其孃子、坐於己中、而盛樂、故臨其酣時、自懷出劍、取熊曾之衣衿、以劍自其胸刺通之時、其弟建見畏逃出、乃追至其室之椅本、取其背、以劍自尻刺通、爾其熊曾建白言、莫動其刀、僕有白言、爾暫許押伏、於是白言、汝命者誰、爾詔、吾者坐纏向之日代宮、所知大八島國、大帶日子淤斯呂和氣、天皇之御子、名倭男具那王者也、熊曾建白、信然也、於西方除吾二人、無建強人、然於大倭國、益吾二人而建男者坐、是以吾獻御名、自今以後、應稱倭建御子、是事白訖、卽如熟瓜振折而殺、云々とあり、追至室之椅本とあるに、土人の傳說符合せり、又熊曾梟帥を誅戮ありし故事は、止上神社の條に見ゆ、又上小川の西なる野口の四股神社に、熊曾誅戮の時、其四支の一を此に埋めたりと傳說す。

(上小川)

(石城址)

按に、宇佐託宣集に養老三年、隼人叛亂の時、賊の據れる石城と云ふも、卽隼人城なるべし、同書に八幡大神御杖を褒み奉り、大神禰宜辛島勝波豆女を大神の御杖代として、御前に立てて、彼國に行幸ししたまふ、隼人大に驚き惶み、彼國構七所之城、(爰將軍振佛法僧寶之威、各施大力、出二十八部之衆、令捕細男傀儡子之劍、隼人等依興宴、忘敵心、自城中令見出之時、先奴久良、桑原、神野、牛屎、志加牟、五所城之賊、伐殺之、今二所城、曾於之石城、比賣乃城之凶徒、怱難殺之間、託宣、須限三年殺害、神われ此間相助て荒振る奴等を伐殺さしめむ者、爾時將軍等、令請神道之教命、伐殺草起之隼人畢、石城姫城とあるは、隼人の根據たること、明白に載せらる。○日韓古史斷云、後漢書に曰ふ、安帝永初元年、倭國王師升等、生口百六十人を獻じて見んことを願ひ請ふと、杜祐通典には倭面土地王師升等に作る、(北史隋書には、單に倭奴國に作る、信據するに足らず)面土地は其の小國號歟、魏志倭女王の未立たざるや、本男子を以て王と爲すと云ふ者、恐らくは卽此の師升等ならん、又男王任ずること七八十年、桓靈の間に及び、倭國大に亂れ、女酋代り立つと云ふ、後果して開化帝の頃に及び、筑紫大亂あり、時に韓濊も亦强盛にして、漢人流亡して半島に入る者多く、又韓倭の往來ありて、新羅延烏郞の如き、寶に筑紫の邊邑を取りて主となれり、漢人の隨ふて南遷せること想ふに堪へたり、文字の傳來早く此頃より始まると云ふも、また以あるかな、韓漢の史に據れば、桓(我開化帝に時)靈(我崇神帝の時)の間、倭國大亂、諸國更るぐ相攻め、歷年定まらず、舊男子を以て主と爲し、七八十年住せしが、一女子あり卑彌呼と曰ふ、年長して嫁せず、鬼神道を事とし、能く妖を以て衆を惑はす、に於て共に立てゝ王と爲し、一男子を　て佐治せしめ、新羅に通聘せり(靈帝二年の事とす)女王國(一云女國)の稱此に始まる、是れ皆筑紫の亂、熊襲の叛を謂ふに外ならず、熊襲僞僭考(鶴峯戊申)に、女王國と稱する熊曾が、漢土より傳へる文字は、彼の世に往々謬讀せらるゝ、肥人書薩人書(仁和寺書籍目錄、釋日本紀、承平私記等に見ゆ)と云ふもの是なるべしと曰へり、思ふに肥薩は熊曾の隣境(肥人を萬葉集古訓のコマヒトとありと云へど、恐らくはクマヒトの誤にやあらん、切に之を論ずれば、肥人は熊曾の一種なるや明かなり、續日本紀に、隼人なる肝衡難波と云ふ者、肥人を從へて入朝すとあり、萬葉集に隼人肥人の相并べるを見れば、熊人の義にて、當時肥後なる熊曾の別種を、肥と錄せりと思はる)而て彼の

奴國が光武より封爵を私受せる先蹤を逐ひ、魏に通じ上表文を献せるほどなれば、其の國俗習風の進めるさま徴すべし、後漢書に曰ふ「卑彌呼侍婢千人、少有見者、唯男子一人、給飲食傳辭語、居處宮室、樓觀城柵、皆持兵守衛、法俗嚴峻」或は論して曰ふ、呉の支庶姫姓の裔、遠く來歸し、子孫蕃息して隼人に屬し、遂に其の別種となり、今來と號し、此の種人の魏晉に通せる者、皆自太伯の裔など稱せるならんと、今按するに、今來の往年人の強大を恃み、部衆を煽動奮喚して、熊襲の地に據り、國都を建て、大倭呉王日子の號を冒して魏に通し、以て其の封冊を受けたりし歟、神社啓蒙に、大隅國府正八幡は呉太伯を祀るといふ異說ありと曰へり、願ふに正八幡は卽謂はゆる鹿兒島神宮にして、皇祖をまつれることまぎれもなきを斯く紛れしは、今來隼人の贈於城にて僭偽せし頃より、己が遠祖呉王の家廟を、舊來の神宮に混しまつれるより起りたる歟。

神造島

(小村濱)

國分村の南なる小村濱沖十餘町に在る岩嶼なり、土俗小島と呼び、三嶼を見るべし、其二は高二三十間、周廻六十間許、一は低平にして稍大なり、之を宮洲と曰ふ。續紀に、天平寶字八年、大隅薩摩の國界に煙雲起る（櫻島の噴火なり）晴れて後に鹿兒島信爾村の海上に、此島出づと曰ふ、鹿兒島は蓋今の國分東西の舊名にして、信爾は今訛り敷根と云ふ、國分の東に接す。

地理纂考云、續紀に、天平寶字八年十二月、西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔雷去來、七日之後、乃天晴、於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化、成三島、炎氣露見、如冶鑄之狀、形勢相連、望似四阿之屋焉、被埋者民家六十二區、口八十餘人、云々、天平神護二年六月、大隅國神造新島、震動不息、民多流亡、仍加賑恤、また寶龜九年十二月、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大穴持神、至是爲官社とあるは此神なり、又大日本史に字佐八幡宮託宣集を引て「寶龜八年、臣（済慶）崇中間民言、大神還曰、吾今還於此大隅、當建立祠、海中造島神等未得所依、亦宜立祠、今之所須、事理當然、是以致書服心、謹奏」とあり、三島始め鼎足の如くなりけむを、天平神護二年の震動に一島は崩れ平島とはなりにけむ、又其平島には彼大穴持神社を建て（延喜式贈於郡の小社なり）しを、後世更に小村濱に移し、平島には宮洲の名を殘せり。

(氣色森)

百國考云、氣色杜は贈於郡上小川村にあり、このあたりむかしは大隅國の府なりしといふ、寛文中の書に、奈毛木の杜見んとて、ゆきたりし時、齡八旬ばかりなる翁のいひしは、氣色の杜は、なげきの杜の枝の杜と傳へたりと見ゆ、こゝにも祠を建て、蛭兒の神を祭れり、氣色濱は此杜の南に當る。

秋のくる氣色の杜の下風にたちそふものはあはれなりけり、〔千載〕　待賢門院堀川

つくしなるけしきの森をきて見れば都の友の心地こそすれ、〔拾玉〕　慈鎭　和尚

かはり行くけしきの濱の夕煙誰かふかき江にまたかすむらん、〔夫木〕　後九條　攝政

長門本平語云、預の武士共は、丹波少將を薩摩潟へ渡し奉んとて、又出立せ奉る、さて早に夏影、とかみ、あかさかと云所を打過て、大隅國けしきの森に着給ふ、少將此森を見給て、

秋ちかきけしきの森になく蟬の涙の露や下葉そむらん

と云名所は、是やらんとぞ思召ける、正八幡宮の御あたりを餘所ながら拜奉り、宿願を立て過られけり、少將は都にて薩摩潟へゝ聞給しかば、さもやはと思給けるに、九州の中にはあらざりけり。

噌唹郡

(曾野郡)　(贈於郡)

延喜式、噌唹郡、和名抄贈唹に作り、曾於と記し、古史曾於に作り、古文書には、曾野郡に作る。本郡は初め桑原と一境にして、熊襲國の本據たること別目に見ゆるごとし、中世此二郡の境界頗混淆し、近代に及び其向島郷（今の櫻島）は離れ、而も財部恒吉等の地を併せたり。明治維新の後、西噌唹、東噌唹の二郡に分ち、二十九年に至り、西噌唹を始良に併せければ、噌唹の舊郡全く亡ぶ。後東噌唹を今は郡名に建つれど、是れ往諸縣郡の分地にして、古今其實を異にするもの也。

噌唹郷

和名抄、贈唹郡贈唹郷。○今東襲山、并に清水村なるべし、曾桑原郡中川郷の東南、桑原郷の東北に接す、霧島山下、天降河畔の地なり。本郷は古昔噌唹の都邑にして、又襲二上峯の靈賓、并に高千穂宮の舊蹟を傳ふ、中世には桑原郷に混同す、桑東郷松永名十二町（今東襲山大字松永）曾於郷郡田名十三町（今清水村大字郡田）下河依五町、重久名十二町、田口八町、大窪六町　松十五町、川北五町（今東襲山大字重久田口大窪川北）など薩藩舊記建治二年文書に見ゆ。

東襲山

(大窪)

今霧島山中、牧園西襲山の東を本村の區域とす、（大字持松は牧園へ入る）南は清水村に接す。山中の渕流は大津川を最大とす、一名大降川と云ふ、濱市より本村大窪まで四里、大窪より霧島神社まで一里半、神社より襲峯の頂まで一里半とぞ。

征西戰記云、七月七日、三浦少將第三旅團を以て横川を取り、先鋒踊に入れば、賊は己に先たちて走れり、村民に賊の蹤跡を問ふに、大窪村に退けりと云ひ、或は其一部は襲山へ引けりと云ふ、因て古田少佐をして參謀勝田少佐と共に歩兵中隊を大窪村に遣り、右翼川村少佐の三中隊を襲山に、左翼太田少佐の一中隊を霧島山時雨館に、他の三中隊を醍泛安樂寺村等に派遣し、其要害の地に配置し、以て踊を守る、午後一時大窪持松村の山上に開戰

(田口)

す、戰鬪翌曉に至る、賊大窪村の米穀銅錢等を收拾せんが爲め、專力を此につくすなり、八日拂曉、賊又植松の壘に來襲す、午後四時賊遂に潰へ、大窪村背の山上に保む、九日午前四時、第三旅團大窪村口の兵齊く進む、賊は早く既に退き、田口村及び霧島山に餘賊あり、乃擊て之を却け、要地を占領し防禦線を定む、是より連日兩軍霧島山中に對峙す、十九日午前五時賊凡八百分れて三隊と爲り、一は我左翼霧島山中腹の森林より、一は右翼鍋之窪山森林より迂回し、一は正面より砲四門を發射し來る、而して我左翼の賊勢最猖獗なりしが、午時に至り高野街道に向て走る、是時に當て、賊勢日に退縮し、尚日州全面を占領して、軍需未全く窘乏に至らざるも、精鋭既に盡き士氣沮喪、賊將邊見十郎太是日を以て兵を庄內に勒し、沿道の牛馬を驅り、士卒をして必死前日の恥を雪ぎ、恢復の功を成さしめんことを期せしめたりと。

(戸神)

止上神社

東襲山村大字重久に在り、或は大隅總廟と稱す、蓋大隅隼人の祖神歟、長門本平語に戸神と云ふ。地理纂考云、止上神は彦火々出見尊を祀る、創建の年代詳ならず、往古より此社に王の御幸と云ふ神事あり、四所（重久の權社、弓張木社、弟子丸の小止上社、國分小川の幸田社）に假宮を設け、正月七日より廿七日まで、神輿四个所を巡幸ありて、種々の式ありしを、如何なる故にかありけむ、慶長の比より其の式止みにきとぞ、神の面、麻の神衣、天冠、寶劒等、行裝に用ひし品なりとて、今に存れり、そも〳〵王の御幸とは往古[illegible]魁帥が靈魂祟をなして、人民禍を被る故に、景行天皇[illegible]退治の行裝をなし、靈魂を鎭めしといふ、又賞祭と云ふあり、其は當社の西の方數百歩に眞魚板といふ地あり、其所の田間に叢林ありて、隼人塚と云ふ、每年正月十四日、里民初獵の獲物の肉を三十三本の串に貫き、地に插立て牲とし、隼人の靈を祭る、又一說に隼人を誅せし時の故事を傳習すといふ、文明年中、坊津一乘院住侍賴政筆記に「守護社參の次第、薩摩總廟開聞、大隅總廟止上、日向總廟五社大明神號妻宮」とあり、今此止上神社の傍に大隅宮あり、隼人の祖神火闌降命を祭る、稱して地主神と云ひ敬祀す。

胸副坂

地理纂考云、胸副は霧島山の南にして、國分より霧島神社へ登る通路にあたり、其坂凡十八町、極めて險難にして、神代紀一書に膂肉胸副國とある古蹟の遺れるなり、名義おもひ得ず、日向神蹟考に「膂肉は脊肉にて、脊には肉なき事もとよりにして、胸副へかけて、肉は薄きものにて、不毛の地に譬へ曰へる也」と論ず、此坂を登り果つれば、西南の洋海を望み、笠狹埼野間嶽より開聞山かけて、一目に見わたさる、風景云む方なし。

霧島山

東襲山村の北嶺にして、隅日の州界にあたり、東西の二峰あり、其間三里にわたる、東峰は高千穗と稱し、西峯は西霧島又は韓國嶽と云ふ、天降川兩峯の間に發源し、南流す。此大嶽は噴火山の一にして、山中種々の奇景を藏るべし、其拔高五千一百尺と稱せらる、（山の北は日州小林郷高原郷、東は日州高城郷、西は栗野郷福山郷等なり）一說四千八百尺。霧島の東峰は一名矛峯と云ふ、西峯韓國は之に比すれば稍高さを加ふ、相競ひ立てるを以て、（西峯實は矛峯の西北に當る）高千穗二神之峯と云ふ。○地學雜志云、霧島火山帶は、富士帶に類する大火山脈にして、弧形をなし、日本南疆の西端に連なるものとす、之を名けて霧島帶と云ふ、即琉球の島嶼頭に硫黃島に起り、河邊七島、竹島、硫黃島、海門岳、櫻島、霧島、溫泉岳を經て多良岳に終るもの是なり、九州西岸の其東岸と異にして、島嶼碁散、海灣出入の多きものは、此霧島帶の存ずるに原くならむ。

百闕考云、高千穗は又高智穗に作る、續後紀に「承和十年、日向國無位高智保皇神、奉授從五位下」とあるは今山陰の高原郷に祭るものにあたる、此山日向大隅の兩州に跨り、楊譜二上とも云ふ、續日本紀に、贈於郡曾乃峯とも見え、其二上峯とは即霧島の嶺、東西二峯巍々然として上天を插むものなり、其東峯の絕頂に今一の矛を植ゑ、その質銅にあらず鐵にあらず、其長さ數尺。

(矛峯)(曾乃峯)

○地理纂考云、霧島山のことは新井白石の記文に、火井土人謂之御池とあるは、御鉢池（噴火口）を火井と稱せる也、また「西方峰間氣下、相距野近、黑煙如涌、火光炎々、似走朱蛇、井在山背上」とあるも非なり、凡此山に登るには、先つ胸副坂の荒野を經て、田口の霧島神社に至り、尚八町にして花立岩に至る、又三十町にして瀨戸尾に至る、又十町にして勸請堂に至る、今東西の峰の間に瓊の山鄕より小林鄕に越る道ありて、其處を瀨多尾といへども、其は後世の事なり、さて此の矛の峯と火常峯との間に、別當瀨戸尾寺の趾ありて、不動の石像一基今に原野に殘れり、此所の清水を御手洗と唱へ、參詣の徒是にて身を淸む、此の邊霧島山躑躅多し、此處より登路殊に險峻なり、數町登りて火常峰の下に至る、此峰今は千仞の谷と成りて、俗に眞鉢といふ、此邊すべて砂礫焦燒し、谷の底常に硫氣瀰漫して、砂礫飛び或は鳴動す、眞鉢の周り凡半里なるべし、此峰燒たざりし前は、矛峰と立ち並びけん、さて眞鉢の邊に一線の路ありて、俗に馬背越といひ又眞鉢廻ともいへり、左右千仞の谷にて、燒焦げたる砂礫の上を蹈み行く故に、歩に隨ひ砂礫左右へ崩れ墜る、此間八町許なり、風烈しき時は匍匐して行く、白石霧島山記の中に「烈焰中起、聲如雷霆、觸礫崖石、石勢欲飛、皆皆悼恐去、道經井口、縈回一線、而又外傾、下臨無際、目眩而兩脚不伸、殊不可止、匍匐而行、攀緣而下、去井稍遠、顧視其險、始覺窮途之哭」と記したるは、能く此所の狀を模し得たり、辛くして此處を過れば、

(瀨戸尾)

地形稍低し、此處火常峯と矛峯との境なり、是より又登る事十町餘にして、矛峯の絶頂に至る、燒け石を踏行く、嶺は稍平かにして、廣さ四方一丈許、往古よりの習ひにて、登山の往各一石を携へ登りて絶頂に安んず、其の石積りて一丘をなせり、矛は其中央に樹たり、此矛は佛家の獨鈷杵の類にて、往昔社僧が神代の瓊矛を僞り建てしこと論なし、今之を天の逆矛と呼び、其遺れるは長六尺許、圍一尺餘、其其質銅に似て銅にあらず、書紀通證に之を神代紀の天瓊矛と爲し、又近世島津義久新矛を樹つと云ふは妄誕なり、此逆矛の上端往昔折れければ、其折を日州霧島神社に納め、近世天明の頃、鹿兒島の商人某舊矛に模して新矛を樹つ。

霧島の山中山下、處々に温泉並に池沼多し、俗に四十八池と呼ぶ、池の大なるは大浪池、長池、鉢池、金剛界池、胎藏界地、琵琶池(以上西襲牧園村に屬す)雄池、雌池(日州高原村に屬す)等を大なりとす、神代紀に浮渚と云ふは、是の如き沼池原野の相雜れる地を指すごとし。

襲山 今霧島山に同し、古人相傳へて天孫降臨の所と爲す、紀記以下の諸書に參考すべし。

日本紀云、皇孫乃離天磐座、且排分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峯矣、既而皇孫遊行之狀也者、則自槵日二上、天浮橋立於浮渚在平處、(原註曰、立於浮渚在平處、此云羽企爾磨梨陀毗邏而陀陀志)而膂宍之空國、自頓丘覓國行去(註曰、頓丘、此云毗陀烏)到於吾田長屋笠狹之碕。○一書曰、皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯、一書曰、降到於日向槵日高千穗之峯、而膂宍胸副國、自頓丘覓國行去、立於浮渚在平地。

(高千穗峯)

(霧島峯)

釋紀云、襲字者山襲重之義也、高字者峯高峙之心也、槵日者彼天降之時、日月晴耀之義也、二上之號、未詳、天浮橋者、天降之道、渡橋之義也、今世如行幸之時、浮橋、可象此歟、浮渚在平處、則其行路之間、立浮渚平安居之由也、頓丘青險岡也、空國不毛國之類歟、

仲哀天皇紀曰、虛國者、膂宍之空國也。

地理纂考云、今霧島の東西二峯、即二上峯なり、或は曰く太古は東嶽に、矛峯火氣布峯相並びしが、其一峰の添ひ立てる火氣布崩れ、今日の狀と爲る、韓國嶽にも別峯ありて、孫の峯とも二上峯とも云ひけん、されば太古は峯二つゝ添ひ立りしが、一峯つゝ殘れるなれば、神代に二上と云ひしも今の東西の峯なる事疑なし、此山炎上のあらましは、續紀「延曆七年七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、大隅國贈於郡曾乃峯上、火炎大熾、響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黑烟、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黑焉」と見ゆ、社傳には仁安二年を始とす、一說に天永三年壬辰二月三日とす、其後文曆元年大きに炎て祠宇皆燒ぬるよし社記に見えたり、其後久しく熄て天文二十三年より又火發りて、明和九年まで二百三十餘年の間に燃し事凡十餘度なり、近くは享保元年九月六日よりの炎上甚しく、東霧島神社、狹野神社、瀬戶尾神社及び高原高崎小林等の諸鄕、民屋山林ことごとく焚たり、又翌年正月燒石虛空より隕ち、明和九年には諸縣郡の諸邑民屋田圃炎を被ること十三萬六千三百區と云へり、今高千穗山の四方岡などの崩れたる跡を見るに、原薄はあれども六尺許焦土幾重も斯の如くにて、實に數度の炎上を知るに足れり、されば瓊々杵尊の天降坐しは古書共に襲の高千穗山とある如く、此山なる事更に疑ひなきを、釋紀の日向國風土記に「臼杵郡知鋪鄕、天津彥々火瓊々杵尊、天降於日向之高千穗二上峰時」とあるに因て、古事記傳中に曰く、神代に高千穗峯とあるは、二處同名にて、臼杵郡なるも又霧島山もさもに其山なるべし、路次を以て思へば、初めに先つ降り着き賜へりしは、臼杵郡なる高千穗山にて、其より霧島山に遷り坐して、さて其山を下りて空國を行去て吾田笠狹崎には到り坐しなるべしとあるは、實にいへるなれば、さる事なれど、古史或文には「瓊々杵尊、高千穗二上峯降臨、既而移幸襲之高千穗槵日二上峯矣」とて、襲峯を一に記されたるはいかがなり、和銅上奏の風土記を摸したる萬葉集抄に「皇祖能美許等、日向國臼杵郡高千穗槵觸峯にあまくだりまして」云々とあるにても疑ひなし、此外にも山城風土記に「日向曾乃峯天降坐神」懷風藻に「襲山降蹕之世」續紀に「贈於郡曾乃峯」後紀に「曾山嶽甚」姓氏錄に「天孫降臨」云々と見えたる、皆大隅國贈於郡なる證なり、尙いはば贈於郡の隣清水鄕の子先村に知尾名あり、康曆三年島津氏久が子元若に與ふる書に曾於郡知尾名事云々と見え、又曾於郡重久村にも智尾石と唱ふる地ありて、此あたり迄千穗と云ひし證なり、穗と尾は同音なり、又國府鄕に渦川を又は天降川とも云るは、其の水源高千穗山なればなり、是等に因ても襲の高千穗山は臼杵郡に非ざるを知るべきなり、さるを彼方なりといはゞ、古事記に「日子火々手見尊御陵者、即在高千穗山之西也」とあれば其西には尊の山陵もあるべきを、然らざるは後世好事家の僞作せし證なり、又彼の風土記なる稻穗の說は、此方の傳へを附會せるにて、實は霧島にての事にて、今も此峯に登る者稻穗を便にするを故實とす、又霧島神社の正月元日の祭式に米を撒くを故事とす、白石霧島舊記曰、昔者天孫方降于此、時霧冥冥、日月失光、地有二神白、取禾千穗、撒其粉子、乃如其言、天地開朗、因名千穗之峯、又北窓瑣談(橘春暉著)に「日向國高千穗峯といふは二所あり、一つは霧島をいふ、又一つは高千穗といふ山ありて肥後より日向へ越る道なり、神代の高千穗は今の霧島山なり、東西に峯ありて相對す、他山の比すへきにあらず、今の臼杵郡高千穗といふ山は、衆山の中にありて、秀たるにはあらず、殊に二峯あるには

あらず。

高千穗宮址

今詳ならず、霧山の下なるべきことは、畧推すべし、一說霧島神社と云ひ、又鹿兒島神社と云ふ、又日州高原高智保皇神社あり、彼かさも云へり、日州都城にも別に傳說あり。地勢を以て之を比較するに、人生々業に便利多き方こそと想はるれば、鹿兒島神社と爲すを以て穩當とす、尙後の考量をまつ。古事記に據れば、皇孫三代の大宮は、高千穗に在りしと想はるれど、書紀には載する所なし、唯その「鸕鷀草葺不合尊、崩於西州之宮、因葬吾平山上陵」とあるに因り、後人は宮號を詳にする能はずして、大畧に高千穗宮と呼び做し、又西州之宮と追號したるを知る。○地理纂考云、古事記曰、邇々藝命、離天之石位、押分天之八重多那雲而、伊都能知和岐知和岐氐、於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多々斯氐、天降坐于竺紫日向之高千穗之、久士布流多氣、云々、於是詔云、此地者向韓國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷椽多迦斯理而坐、云々、書紀、舊事紀も同じ趣にて、天降坐て直に笠沙碕に幸坐しゝ如く聞えたり、さるを古事記に「日子穗々手見尊者、坐高千穗宮、伍佰捌拾歲」とある大宮は高千穗の方と聞ゆるを、彦火々出見尊より以前に、高千穗宮の無くしては、かくの如く打まかせて記すべきにあらず、暫く古書の趣を放れ、實地に因て考るに、笠沙碕は高千穗山を距る三十里に近ければ、高千穗の宮とは云ふべからず、與古事記の文を考るに、僅の間に、笠沙御前の同語重り、又向韓國云々も其義明ならず、此は後世錯簡して前後重複せる事疑無し、されば「於笠沙之御前」の六字を削り、又「向韓國眞來通笠沙之御前而」とあるは、眞來通の上に國の字在りしが脫たる事疑ひなければ、國の字を補ひ、此拾字を次なる日子番能邇々藝能命の下に置て讀試るに、次節も合へれば、原本は然在りけむを、後世錯簡て前後重複せるなり、されば邇々藝尊の始めの大宮は、高千穗の山上にて、後に山の東、後の都城に移りたまひけむ、云々。

西霧島神社

今東襲山村大字田口に在り、俗に西御在所神と呼び、霧島六社の一なり、皇孫三代并に神武天皇を祭る、往時は社僧ありて、之を奉崇し、錫杖寺と號したり、明治維新の際之を撤去す、六社とは東御在所、東霧島、瀬戸尾、夷守、狹野これなり。

(西御在所)

地理纂考云、此社は後村上天皇の御世、霧島の山上より田口村に遷座ありて、文曆元年十二月二十八日、霧島山また火登り、神社寺院悉く燒亡し、文明十六年社殿及び寺院を造營す、寶永二年十二月十五日、山上又燃て、神社寺院燒亡す、正德五年再建して社殿以前に倍す。

(税所)

税所神社は霧島神社の舊神にて、其側に在り、税所氏の祖篤知の靈を祭る、税所氏は宇多帝の皇子敦實親王五世の孫篤知に出づ、篤知後一條帝の御世に、大隅正八幡宮の下司と爲りて下向し、霧島社の神職を兼ね、其神領の税務を司りしを以て、税所を號す、時人囎唹郡殿と呼べり、其子敦義は重久村關坂に居りしを以て、坂上殿と曰ふ、此家數代囎唹郡の邑主たり、一族分れて重久長勝寺等あり。(地理纂考) 按ずるに、大隅税所氏は本州の名家にして、其由來亦久し、臺明寺古文書に、散位檜前篤平、また地頭散位檜前と云ふも税所氏ならん、此家代々篤字を通諱とせり。

「萩原田本證文案文
散位檜前篤平謹言、渡進先祖相傳私領田地、字萩原田事、在囎唹郡内糸九名、壹町伍段、但内南貳段、加石本壹段、右件田地、依奉渡現世後世之師匠、限永年、所假名大檗所令渡進實也、但除萬得御名、公田之內畢、於所當物者、依爲止下居取內、不可辨濟之、兼又於本役雜公事、付木名畢、依後代之證文、渡文如件
文治二年四月十一日　嫡子僧　地頭散位檜前」

「大隅國註進御家人交名(島津文書)

國方

税所篤用	田所宗房	曾野郡司篤守
小河郡司宗房	加治木郡司吉平	帖佐郡司高助
執行清俊	東郷郡司時房	河俣新太夫篤頼
佐多新太夫高清	禰三郎大夫近遠	禰寢郡司
木房紀太郎良房	西郷洞大夫末能	

宮方

政所守平	長大夫清道	源大夫利家
修理所爲宗	權政所良清	栗野郡司守綱
脇本三郎大夫正平	太良大夫清直	六郎大夫高清
矢太郎種元	執行大夫助平	島四郎近延
始良平大夫良門	小平太高延	新太夫宗房
禰次良貫首友宗	肥後房良西	敷根次郎延包
三郎大夫近直		

右件御家人、爲上覽、各交名、大畧注進、如件
建久九年三月日」

又承元年の文書に、税所檜校建部、建久圖田帳には税所藤原篤用と云ふもあれば、税所氏は一家一姓にあらずと知るべし。

錫杖寺址

百國考云、霧島西御在所社殿の北に、別當寺あり、錫杖院華林寺と號す、往昔山上火を發せし時燒亡なして、應和年中、性空上人こゝに掛錫し、寺堂を興し、文曆元年十二月二十八日又災に罹りて火燼となりしかば、兼慶法師をして再建せしめ、是より眞言の道場となれり。

清水

今清水村と云ふは、大明寺の山號より出てゝ、郷名と爲り、今村名に移れる歟。東襲山の南國分の北にして、古の囎唹郷の地に屬す、大字弟子丸、郡田、

山之路、姫城等あり。

姫城（ヒメキ）　又姫木に作る、今清水の大字にして、國分の隼人城址の北十數町に在り、蓋隼人城と相對比し、古代女酋の遺蹟とぞ、建治二年文書に、大穴持新田五反、神主大宮司、御家人姫木大夫を見ゆ、在名を稱せる人なるべし。名所方角抄に、大隅の風杜（カゼノモリ）を錄し、其風森今姫城に遺れり、百回考云、風森一名久我杜（コガ）、久我大臣といへる人の舊址なりとぞ、隣邑に名た奈毛木の杜と近く、上古の遺風を吹つたへて、幽雅の景致なり。

（風森）

恨かしな風の森なるさくら花さこそあたなる色にさくらめ〔夫木集〕

（姫木）

地理纂考云、昔隼人叛逆の時、將軍豐前守八幡太神を請ひ奉り、禰宜辛島勝波豆米を太神の御杖と爲し、御前に立ち大隅日向兩國に行幸し奉る、海水より龍頭を浮べ、地上より駒犬を走せ、虚空より鍋首を飛ばす、隼人等大に驚き懼るゝの時、彼兩國の内、七所の城を拔かむ爲めに、神威を振ひ細男を舞はしむ、即隼人等興宴に感て敵心を忘るゝの時、先つ五城（奴久見、幸原、神野、牛屎、志加牟）の凶賊等を伐ち殺しけれども、今は曾於の石城と比賣の城の凶徒怨にしがたきの處に、太神託し曰はく我れ三年を限りて、荒振奴（アラフルヤツコ）等を相助けたり、今殺さしむな者共なりと、其の時將軍等、太神の敕命を受けて、蟻起の隼人を伐り殺す云々とあり、曾於の比賣の城は此の姫木にて、奴久見は奴久美、幸原は桑原の誤りなるべし、其外の名今傳はらず、此の城北は曾於郡より續きたる連山の尾崎にて、東南及び西は水田山下を繞り、實に天險の名城なり。○長門本平家物語云、正宮の御寶前に參て、殊樣々念誦あり、折節月の夜なりければ、宮中澄渡て、殊に面白かりけり、臺明寺法師に、俊界房阿闍梨と申、究竟の歌讀の上手の有けるに聞せて、少將今樣をぞ謠はれける、少將又つく〳〵と古い事を思續くるに、當社大菩薩の往昔、哀にぞおぼさるる、唐國に陳の大王と申王ましく〳〵き、七歳の姫宮渡らせ給けり、機にたゝならぬ御事おはします、諸道の博士を召集て、勘へ聞召されける時、各申けるは、當州の主にあらず、是より東方に日本國と云國の神明たるべき由奏聞す、大王勅定有けるは、さては此國にては誕生あるべからず、唯一人空船に乘せ奉て、波路遙に押浮べ、萬里の波濤を凌て、大隅國姫木（ヒメキ）浦、銚子（テウシ）の島に寄給ふ、鳥の羽音の聞ければ、汀近くなる程に思召して、姫宮空船の窓を開て御覽ずれば、既に汀に寄たり、浪の音たつる鳥は山鳩也、件の鳩岩を成て今の世に有、然ば鳩を鳩脇（ハトワキ）と名附たり、大菩薩の使者に鳩をする事は、最初に吾朝に著給ふ時、御迎に參りたる故也、其當國の戸神（トカミ）を語ひて、大隅國の主隼人（ハヤト）を討て、石城（イシキ）が城の岩の上にて取ひしぐ、隼人失て後、ことゐ隅前海老隅の藏、頭良向の中に宮室をたて、王子を産給へり、則天を仰て、我正覺の位に卽ぬ、神璽を賜はらんと誓ましまし、此時天より八の旗降下し故に、八幡大菩薩と號す、今の七歲の姫宮と申は、昔の神功皇后是也、應神天皇と申すは今の八幡大菩薩の御事也、因位の御時も母御となり、垂跡の今も母御とまします、御娠の程の目出たさを、凡夫は爭てか申へき、本地は石體に顯し給へり、（今按に、此に姫宮の懷姫、漂着並に產屋の事を說くは、海神の女豐玉姫の行跡を異樣に傳へたる者とす、「コトヰ隅前、海老隅の藏、頭良向の中」とあるは詳ならず、豐玉姫の變身は則神功皇后なりと常談す、石體は八幡の本地と云ふこと、宇佐にも同傳をす）

臺明寺址（ダイミヤウジ）　今清水村大字弟子丸（デシマル）は在り、此寺本州の舊刹寶藍にして、清水山衆集院と稱したりしを以て、清水の地名も之に因り起る。寺は近年廢絕したりと雖、三畝許の竹林存す、此竹は世に名高き臺明竹の根源にして、漢名濤竹是なり、古へより笛を作るに唯一の用料とせられ、中世には官府へ貢進の品たり、本寺古文書多かる中に、貢御者龍笛竹に關するもの亦多し。

「應宣、皆於郡司

可且加制止、且搦進其身、臺明寺山邊所在、雜木伐採雜人等事

右得彼寺住僧解狀偁、謹檢案内、當山是修行者建立、不獲定之擯處、供以靈驗殊勝、所有感應、如此之間、遐邇遠近、非無其勝、隨御祈公家御願寺、勤修法華三昧、料米每年、立用公領五十餘斛、然而深山之間、依不被下令夕、住僧也少、荒廢尤多、僧住無人之間、所在堂舍顚倒、及數十年、不蒙公恩、敢不可修造、隨即相期公家造立之程、今月二日大風、一屋不遺、皆悉揚地顚倒、又□四□□最、此山所在雜木、搦免伴造事料之處、里邊雜人、不隨制止之旨、欲伐失矣、仍言上如件者、可停止之狀、所仰如件、宜承知之、依件行之、故宜

長久二年十一月十二日　大介惟宗朝臣」

「八幡正宮執印僧行賢、收白

寄進臺明寺、每年九月仲旬三箇日、不斷大念佛燈油佛聖供料、臨時雜事上居取內、萬得名水田、同段內貳段者、此上御供料、本寺雜事、殘免並地壹所、字由久留薛事

四至　限渡瀨者　但古渡瀨　限東□度文書所違

右十方淨土之中、雖往生西、西方念佛、殊爲第一之行諸積滿、貴賤誰不傾安養乎、于茲當西隅州、有所謂於郡、其中有靈窟、稱臺明寺、有別所、號衆集院、有住僧名圓滿房、興隆佛法、爲法界衆生、以每年九月中旬之比、三箇日之夜間、僧供料等、勸進十方檀那、始修不斷大念佛、及十六年、爲一番僧供之資、每年□□之番、堂僧十二口料、東鄰以自力揚置、堂莊□□、于寧之條、隨喜之至誤難禁、値遇之志尤切也、然而□測

未來際、爲往生安養、件大念佛燈油佛聖僧供料、限永年、彼居取内田畠奉寄既畢、但其内宮前二段坪者、依爲止上御前之御供料、所分寄進也、所念無他、佛神照見、行賢敬白、天永元年九月十七日

任寄文旨、爲可臺明寺不斷念佛僧供料田了

大介中原朝臣　　大判官代藤原

大判官代惟宗　　諸司撿校□宿禰

税所撿校建部　　惣撿校

目酒井　　　　　權大掾藤原

權大掾建部」

「國牒　臺明寺衙

欲被早任氣人所召物使解狀、致沙汰、貢御青葉竹、令私用故、不能調進、子細狀、副彼使御解狀一通移、件貢御竹、任先例、可切調進之由、所令下知也、隨彼副御使、於國衙承、貢御所仁、令參會之處、解狀如此、解狀者、任當所行尤不穩便、且爲宗府裁、且爲令經奏聞、移送如件、以移

平治元年七月日　　目　大中臣

權大掾　橘前

權大掾　紀」

「奉立大願事、可造立、[illegible]院本堂壹宇、奉開白兩事右件本堂壹宇、所奉造立之由、大願志者、左衛門尉惟宗忠久上洛間、爲無事安穩泰平、所奉立也、仍今度下向之時、早可令造進之狀、如件

建仁三年十月十九日　　左衛門尉惟宗」

(御書略云、建仁三年九月四日、忠久四外伯家能員罪、被收公領國日隅薩、事見于東鑑、雖然、忠久在遠國、而不與能員、故捺願書於隅州曾唹郡[illegible]集院、而發隅州、至鎌倉)(隅[illegible]記)

地理纂考云、臺明寺鐘の銘に曰「隅州臺明寺、是青葉之貢御所、白馬嘶蹄之靖躅也、嶺石廻外、澗川横中、遠近仰於歸嚮、緇素致於歸依、[illegible]古鐘銘曰、天慶九年之比、鑄改昔日之小鐘云々、此鐘在寺、具如本[illegible]云々、正爲元年丁巳」とあり、此白馬嘶蹄の語を、土俗傳稱せる趣は、天智帝皇太子にて坐しける時、筑紫に下り玉ひ、此地に巡幸ありて、笛に切るべき竹や在ると問せ玉ひければ、青葉附けながら一本伐て奉りしに、其調律に叶ひて愛たかりければ、貢御の例に成りぬる由なり、此外にも薩隅日の中に、天皇巡幸の跡を傳へたる所あれど、皆妄說なれば採るべからず。

弟子丸(デシマル)　今清水村の大字とす。地理纂考云、建久圖田帳に、曾野郡弟子丸五町、田所建部宗房所知とありて、古文書に建部氏の人々多く見ゆ、宗房の家名は弟子丸と號し、[illegible]年文書に、島津氏久が弟子丸若[illegible]に[illegible]於郡智尾名を與ふる事見ゆ、今智尾神社存す、又此地の清水(キヨミヅ)城は往昔島津忠久の家臣、本田[illegible]本州の守護代として居れる所也、貞[illegible]の[illegible]十世[illegible]に至り、功を特み專横なり、北子[illegible]兼道、天文十七年、一族本田[illegible]が居城姫(ヒメ)城を攻む、島津貴久其[illegible]伊集院久朗に命して[illegible]父子を伐しむ、[illegible]父子日向國庄内に遁る、[illegible]山幸久[illegible]が居間に入りて、一首自の手にて柱に書たるを見て、「流れ出て歸る瀬も無き水[illegible]の跡はかなくも頼置くかな」と書添しぞそ。

人野郷(ヒトノ)　和名抄、曾唹郡人野郷。○[illegible]大隅郡に接せる地なるべし、大隅郡にも人[illegible]名あれば也、然れども其地點を指示し難し、後の[illegible]をまつ。

阿氣郷(アケ)　和名抄、曾唹郡阿氣郷。○今詳ならず。

方後郷(カタシリ)　和名抄、曾唹郡方後郷。○今詳ならず。

敷根(シキネ)　今敷根村と云ふ、大字麓、上井、下井、上之段(ウヘノダン)等あり、清水の南、國分の東にして、海灣に臨めり、若御子崎と云ふ小岬ありて、泊舟の一澳あり、其津頭を須町と呼ぶ。建治二年文書に、敷根十二町と錄せり、續紀、天平寶字八年、神造島の全出を記して、鹿兒島信爾(シニニ)村の海中と爲すは、信爾蓋敷根にして、舊唱シニニなるべし、轉してシニネ、シキネとなる歟。

(附信)

薩[illegible]記云、建治二年八月、鎌倉[illegible]府教書、命家人等、算其領地、築館舍於筥崎、時[illegible]所職、乃借守護代左兵衛尉(疑當兼[illegible])大介兼税所某等、承旨遍詢部下、令以徵之、小河院上小河三十五丁下小河二十五丁、上井二十五丁、敷根十二丁、廻六丁、加禮六丁、市成六丁、恒吉六丁、井[illegible]名八丁、平房六丁、曾小河十二丁、名ゆう十二丁、[illegible]八丁、功[illegible]九六丁、平名五丁、云々。

韓國宇豆峯神社(カラクニウヅノミネ)　今敷根の西、上井(カミヰ)(東國分の大字と爲る)に在り。地理纂考に、此社は昔現岡より中の方五町、宇豆岸に鎭座と云ひ、百國考には、霧島の西麓、韓國嶽より移し下し奉ると云ふ、延喜式、曾於郡、韓國宇豆峯神社。

(井上)

地理纂考云、上井の韓國宇豆峯社は、[illegible]神の說區々にて一定せず、社傳は天兒屋根命なり、一說には五十猛命、韓神、曾富理三坐にて、其中二坐は甲冑を帶び軍裝の形なれば、韓國防禦の爲に築きたる城跡なりといひ、又宇佐記に「辛國城、八流之幡降、辛國地名、在大隅國曾於郡」とも云ひ、或は書紀通證に「筑前國風土記曰、高麗國意呂山自天降來曰[illegible]神、今按、意呂山宇豆峯、共爲山之轉也」云々とあるは心得難し。

敷根の大字麓は敷根郷の舊里にして、中世敷根氏と號せる邑主の城塞址存す、長尾山と呼ぶ、麓(フモト)の北の山中に大字上之段あり、上之段の桂之尾(カツラノヲ)は土俗の傳說する所也。地理纂考云、桂之尾に桂姫の居所跡とて、桂樹高三丈、圍二丈餘、其根より餘多の枝を叢生す、因て千本木とも稱す、古老の傳說に曰く、桂姫は敷根の產にて、神功皇

(尾之桂)

后に仕へ奉り、三韓征伐に從ひ武功あり、勝浦櫓の名を賜ふ、武家址を發掘す、依て其名を後代に傳へむが爲に槓讃りといふ、按するに、古來婦女の乘輿に先導する女を桂女といふ、三韓征討の時の桂女なりしを、訛り傳へけむ、そもく桂女の根元は、天鈿女命の古事より出たり、其は良形圖說に、皇孫尊の降臨を猿田彦神の天八衢に迎へ奉りし時、鈿女命に勅ありて「汝雖手弱女、目勝於人神也」云々と言給ひし目勝より出て、卽目勝女なりさるを後世目を省きて勝女(カツメ)と云ひしが、又轉りて桂女とは云るなり、源氏榮花等の物語に天兒(アマカツ)とあるも、天勝女の畧稱にて、目勝より出たりといへるが如し。

福山(フクヤマ)

今福山村は、舊名廻(メグリ)と云ふ、敷根の東南にして、西南して海に倚り、山野を負ふ、其驛市を浦町蔵町と云ひ、加治木國分より之を經由し、日州都城に赴く、及肝屬郡に通ずる別路あり。

(廻)　廻(メグリ)城址は福山村の字麓に在り、廻の名は建久圖田帳にも見ゆ、地理纂考云、廻の仁田尾(ニタチ)は、往古廻氏城主たり、廻氏は源三位賴政の後胤なり、北家譜を按するに賴政の孫肥前守宗綱流罪に處すべしとて、廻村を賜り、世々此地を領し、家繁榮して仁田尾に居れり、十五代の孫兵部少輔久元首日にて、其子次郎四郎賴貞幼弱なりしに、肝付河內守兼續其隙に乘じ、永祿四年五月仁田尾城を襲ひ取りしを、同年六月島津貴久大兵を以て廻城を攻め圍む、七月兼續敗れて城を棄て恒吉へ走る。

宮浦(ミヤノウラ)神社

今福山の浦町に在り、延喜式曾於郡の官社たり、地理纂考云、宮浦社は寶曆二年正一位宣下あり、その神宣を所藏す、文に曰く「西海一方、赫々威光、洋々神恩、萬世永沐、厭德宜授極位、以耀祠壇」云々、毎年の例祭に射法を行ふ、是源三位賴政鵺を射し舊式にて、往昔賴政の裔孫、兵庫太郎宗綱、當鄉を賜りて累代仁田尾城に住したり(按するに敷根廻の舊邑主は建部氏なること、古文書に徵證すべし、然るに敷根は土岐源氏に出て、廻は三位賴政に出づなど云ふは違ふべし)

征西戰記云、五月十七日、鹿兒島南守の官軍、三中隊を出し、高雄清輝の二艦に搭載し、午前七時拔錨、福山に向ふ、十一時陸岸に抵る、福山は都城の本道にして、賊兵多く積を貯ふ、因て之を燒んと欲するなり、川村參軍曾我少將は清輝艦に在て指揮を爲す、其市街を瞥見すれば二中隊許の人員、各銃を執て山腹に出沒するを見る、是に於て清輝艦は其山腹に向て大砲を連發し、高雄艦は直に其左側に轉し、艇を以て諸隊を陸に送る、賊兵甚抗拒せず、時たまく大雨、官兵賊の倉庫に火し、積粟二千五百苞を燒く、午後四時兵を收め、鹿兒島に還る。

福山牧野(フクヤマノマキ)

福山の東一里を大字佳例(カレカハ)川と云ふ、佳例川以東恒吉村(今囎唹郡)に涉り、郊野の宜を相して、牧畜を爲す、福山牧と呼べり。

百圖考云、福山の馬牧は、卽福山村の地にして、其地高岡平野、芳草數里に亘り、又水澤に乏しからず、蕃息成育その所を得　○地理纂考云、福山牧は周圍十餘里、その地山林郊原につらなりて、形狀險夷一ならず、毎秋八月、民夫を役して駒を驅取る、俗に馬追といふ、從卒一萬、野馬の山林處々に散在せるを追逐し、苙(チロ)に驅入る、苙の形狀は郊野の中に地を堀り、三方を高くして一方に狹き口を明く、苙の中なる群馬に交れる二歲駒を擇み捕り官用とす、此牧馬は、天正八年權輿すと云ふ、牧馬神祠あり、享和二年に撰せる移牧馬神祠記に曰く「夫海內產馬、以奧爲最、西以我藩爲最、我牧馬野、大小二十有餘、而吾福山鄉之野、爲最盛、初天正八年庚辰、先公始放馬於此地、築土因險、成之封界、周廻凡十三里、及其盛也、牡牝蓋二千五百匹矣、其南原栖木丘、有大石巖、巍特立、表之爲牧馬神、及安永八年、櫻島地燃、飛砂雨灰、于時西風、以故南原砂灰最深、野無水草、木府令隣邑、大給芻粟、然數日不止、牝牡皆之溺、當是時、馬特死者殆千匹也、其明年以南原爲不毛、東自釜鼻、西至□石、狹之封界、而以南周廻七里許剖之、□後牧野周廻爲十一里三十三町、牡牝無慮千五百匹也、於是神叢爲界外、因卜吉地、代以石宮、安之於小高之丘、是牧野之中、而臨眺四暢、祭祀爲便、亦爲其便、云々。

葛例(カレ)鄉

和名抄、囎唹郡葛例鄉。○今福山村なるべし、大字佳例(カレカハ)川存す、建治三年文書に、例六丁、加禮六丁とある加禮も之に同じ、名義詳ならず、佳例川と云ふ諸國に多き地名也、桓井とも書る、紫野氏曰く、枯渴して潤澤なき谷ならん。

(佳例川)　征西戰記云、七月十二日、第四旅團は國分鄉より福山に進む、十五日午前三時、賊兵千許、末吉より大砲二門を曳き、四道に分れ我福山原の哨線に襲來す、諸隊鬪戰午後に至り賊死屍銃器を棄て退く、我兵追擊、佳例川に至り兵を收む、蓋此間の地たるや、曠野數里、溪岡の地ありて波狀を成す、而して福山段の險を背にし、頗指揮に便ならず、是日我軍防禦線を進むること三十町、彈丸を費す大砲百八十餘、小銃五萬發、而して賊彈中識丸を以て製せしものを見るは、今日を以て始とす、廿三日、賊將邊見兵七百を以て再來り襲ふ、又克たずして去る。

南諸縣郡

南諸縣(ミナミモロカタ)郡

明治廿九年、改號して囎唹(ソオ)郡と云ふ、郡治は岩川村に在りて、六村を管す、(本篇は末(スヱ)吉(ヨシ)財部を北諸縣郡に移し、百引(モヽヒキ)を肝屬郡より入る)蓋大隅囎唹郡小河院の東界と、日向諸縣郡救仁院の地にあたり、近年鹿兒島縣治の下に置かる・を以て、大隅國に隷

(囎唹郡)

せしめ、囎唹郡の稱を冒す。

本郡は和名抄郡郷の稱謂を知らず、中世は島津莊の寄郡たり、明治十二年、岩川市成等を東囎唹郡と爲し、志布志大崎等を南諸縣郡と爲し、後又合同して囎唹郡と改む、然れども本郡は囎唹と號すべき歴史并に地理を見ず、南諸縣を以て當然の名目とするのみ。

恒吉（ツネヨシ）

今恒吉村と云ふ、福山原の東南部にして、岩川市成末吉等に接す、建治二年文書に、恒吉六町は曾野郡の下に録さるゝを見れば、亦舊村と云ふべし。

市成（イチナリ）

今市成村と云ふ、恒吉の南に接す、建治二年文書に、市成六町は曾野郡に係けらる、當時已に大隅國に屬せらるゝを知る。○雙子塚（フタゴツカ）は平野の中に、丸き岡二つ相雙べり、其一つは高さ二十丈許、周廻五町四十間餘、其一つは高さ十一丈許、周廻二町三十間、兩岡相距ること一町許。

百引（モビキ）

(平房)

今百引村と云ふ、(肝屬部)市成の南に接す、西は山峯を以て牛根と相界し、南は高隈に東は大崎に至る。大字平房（ヒラバウ）あり、建治二年文書、曾野郡平房六町又百引十三町とある是也、島津莊の寄郡の中なりき。

島津庄補任百疋辨濟使職之事

勾當備安兼

任相傳文書之理、補任彼職畢、莊官宜承知、敢勿違失、下

安元二年七月　守　沙彌

地理纂考云、百引は古文書百疋に作る、加瀬田城址あり、是は建武年中、肝付八郎兼重官軍に屬し、其將肝付彥太郎兼隆の居なり、建武三年五月六日、島津貞久當城を攻む、六月十日是を拔く、其後楡井頼仲當城を陷れ、弟頼重を城主とす、島津氏久また禰寢領主に命して頼重を討しめ、自兵を將ゐて是を助く、觀應二年四月、當城を圍む、八月三日頼重日向志布志に奔る、其後の城主詳ならず、按するに、文明年中、新納忠武島津氏に反して當城を陷れ、新納左馬助并に宮里道阿城主たり、當鄕齊善福寺の傳に、藤原美作守開基すとあるは、文明記にいはゆる宮里美作守にて、石牟禮祠の棟札に記せる、藤原美作守忠常と同人なるへし、一說に忠常は即道阿なりといへり、かくて元龜年中、肝付兼續是を復し、兼續より四世左馬助兼道、歸寢へ島津氏に歸し城廢す。○征西戰記云、五月六月、在鹿の官軍は六十日間の奮鬪を以て、遂に鹿島周圍の賊を撃破し、其別働第一旅團は、六月二十九日、鹿島を發し海路より垂水に上陸し、鹿屋高隈を畧定し、七月一日、志布志に入る、五日賊と牛根二川に戰ひ、六日市成を取る、八日百引を守るの一軍、不意の賊襲を受け、敗れて二川に退く、十一日、賊を荒佐野に破り、十二日大崎に戰ふも、堂察諭せざるを以て、串良村に退き、高隈岩川の諸地を防守す。

岩川（イハカハ）

今岩川村と云ふ、恒吉の東にして、北は末吉に接す、大字中之内、五十町の二ありて、五十町に囎唹郡役所在り、即本郡の治廳とす。(鹿兒島を距る十五里、志布志を去る五里)

松山（マツヤマ）

今松山村と云ふ、岩川の東南、志布志の北、都之城より志布志に通する驛路にあたる。

菱田川（ヒシタ）

(荒佐野)

水源恒吉（ツネヨシ）(福山原)市成、百引等の西嶺に發し、數條の溪澗東流して松山の東に至り相會し、本流と爲り、更に南に奔り、大崎村大字菱田に至り海に入る、其遠源は十里に近しと云ふ。凡菱田川の水域は、方五里餘、荒野寥原の間、民村の散布を見るも、地味の瘠薄きを覺ゆ、荒佐野最大なり。地理纂考云、元祿十年、泉州の次左衞門と云ふもの、五十餘人の民口を荒佐（アラサ）野に移し、開拓を請ひ、允許あり、十五年に至り、官田四十四石餘の地を墾く、今其人民繁殖して、二百六十餘人、此地更に泉水なし、半里餘の遠隔より毎朝桶に水を汲み、牛馬にて運ぶ。

大崎（オホサキ）

今大崎村と云ふ、百引の東、志布志の西にして、南は肝屬郡串良鄕に接す、東南の一隅は有明浦の濱なり、舊救仁鄕(志布志)屬邑とす。地理纂考云、大崎鄕胡摩城は假宿（カリヤド）に在り、楡井頼仲之に據り、禰寢氏に陷れらる、禰占氏家藏文書に「延文二年正月廿七日、凶徒楡井四郎、打入日州救仁鄕胡摩ケ城、構城郭之間、馳向致散々合戰、攻落彼城、頼仲同舍弟又四郎頼重以下、討取之訖」とあり、又大隅國禰占又五郎雄部清掃軍忠事と題して「正月廿七日、楡井四郎頼仲、打入日州救仁鄕胡摩崎、構城郭構屯之間、不刻時刻馳向、致散々合戰、若黨大夫房被疵、時日攻落彼城、頼仲頼重以下、親類若黨等數十人、討取之訖」とあり、又一說に楡井頼仲志布志松尾城に據る、延文二年畠山直顯是を攻て城陷る、頼仲遁るゝに道なく、二月五日志布志大慈寺の支坊寶地庵に入り自殺すといふ。又云、大崎妻萬（ツマ）神は、妻萬（ツマ）を今字に隨ひてさいまんと訓む、此神社舊志布志（シブシ）原田村に在りしを、天文九年遷坐ありしとぞ、天文廿二年肝付兼續重建の棟札のこれり。

志布志（シブシ）

(救仁)

今東西二村と爲す、大崎松山の東なる大邑にして、其南は有明浦に臨み、志布志川安樂川の二水北界に發し之に注入す、州郡界は東は福島村(日州南那珂郡)北は中鄕村(日州北諸縣郡)共に山嶺重疊す。

志布志大崎の舊名救仁（クニ）と云ふ、建久日向國圖田帳、救仁院百六十町、また九十町、地頭右兵衛尉殿とありて、薩藩舊記に「當時救仁院、平八成直郡司」と曰へり、松尾城あり。地理纂考云、志布志松尾は貞和の頃楡井（ニレヰ）遠江守頼仲當城に據り、屢兵を發し諸邑を併す、足利直冬筑紫に至るに及びて、畠山直顯直冬に應し、觀應元年、新納時久が所領日向新納院高城（タカジヤウ）を陷れ、延文二年、また當

(大慈寺址)　(安樂)

城を攻む、同年二月五日城遂に陷り、頼仲同鄕大慈寺の支院智地庵に入て自殺す、其時の世辭

大事円相　五十七年　截斷自在　劍樹刀山

是に於て直顯軍威大に振ふ、初め新納院の陷さるゝや、時久是利實氏に屬して京に在り、任終り國に歸るに及びて救仁院に移る、直顯内城に據り又當城を攻む、時に康安元年なり、此時時久既に死して其子實久城主たり、氏久之を聞て馳來り援ひ、内外より夾み撃て、直顯豐後へ奔る、時久より六代新納近江守忠勝に至り、兵勢益旺なり、都城領主北鄕忠相、櫛間領主島津忠朝之を怒り、天文七年忠勝を攻む、忠勝敗れて出奔し、忠相忠朝救仁院を分領す、已にして肝付兼續の併呑する所と爲り、天正年中に至り、島津貴久に歸服す。

志布志村に、天智帝の行在及び大友帝の遺跡と傳ふる所あれど、固より荒唐の談のみ(大字安樂(アンラク)の山口神社に舊記を藏む)百靈考云、志布志寶滿寺は律宗南都西大寺の末寺にして、勅願の淨剎なり、曆應三年院宣に因りて、一國一基の塔婆を建しその一所なり。○薩州舊傳集云、志布志大慈(ダイジ)寺の住持瑞雲和尚は、俗姓新納氏、甲州に遊び關山派の嗣法と爲り、歸國の後は大慈寺に上堂したり、其比琉球國は島津忠國公足利家より恩賞として拜領ありて、年々朝貢怠りなかりしに、貴久公の代に至り、諸國大亂に及びけるより朝貢斷絶しける、慶長中琉球國へ古のごとく來貢すべきよし、使として瑞雲和尚を遣れけれども、從はざるに依て、平田太郎左衞門横山權左衞門兩大將にて、瑞雲和尚を軍師とし、山川の住人紀某を船主とし、七島船司を案内とし、其勢都合三千人餘渡海し、先大島を責隨へ、大島より船を發して夜半に琉球國運天の長濱に着船し、王城に攻入しかば、琉球王やがて來降せり云々。

志布志の驛市は海濱あり、舟を泊すべし、海上に枇榔島、枇榔島等あり、相傳ふ、往古都之城は島津莊の治所なりしを以て、志布志浦は諸方の舟輻湊し、いと繁榮せりと、玄與日記にも志布志浦舟の事見ゆ。○玄與日記云、文祿五年七月廿五日、しぶし御着被成候、大慈寺といへる寺、御旅宿になる、彼寺の坊主發折、則和漢あらましある、拙者發句仕ひまつるべきよし、近衞様御意のまゝ仕りぬ、彼寺松木ふかきところなれば、

波のこゑまつに入江の秋の海　　玄與

篝火挑釣船　　杉

又御出船を祝侍りて、

追風も有明の月の船出かな　　玄與

閏七月五日しぶしを御出船、くしまのうらちの湊といふ浦に、夜ふけて御船をとめらる、(櫛間は今の福島なりうらちの不詳)

有明浦(アリアケ)

志布志の南海にして、方形の一灣を成す、志布志、波見(ハミ)(肝屬郡高山村)の間を其灣頭とす、水路志云、有明浦は榎井埼(南那珂郡)と火埼(肝屬郡)間にあり、灣口は南東に面し、闊さ凡八里、灣入十一海里にして、灣の南岸に一凹あり、波見と云ふ、和船の泊地なり、然れども大船の入るべき處にあらず、其南北の二濱は岩石多く、灣頭は長さ凡九海里の一沙濱にして、殆直條を成し、激浪常に其灘上に踊跳す、又數河あり、此灣内に注ぐ、灣中に蒲葵島あり。

枇榔島(ビロウ)

志布志村夏井埼の南二海里、方五六町の岩嶼にして、蒲葵之に滿つ、蒲葵は一名枇榔(ビロウ)又味正(アヂマサ)と云ふ。地理纂考云、蒲葵島、延喜内膳式曰、檳榔葉八枚、扇涼御飯料、同民部式に「檳榔馬簑六十領、同螺簑百二十領、兩帖簑百三十六」云々とあるは、皆此島(シマ)より出る處なり、衞鈔曰、檳榔、前關白近衞領、鎭西志摩戸莊の土産云々ともあり、土人此の若葉を取り晒して、笠に縫ひ或は團扇に製る、此地の名産なり。

肝屬郡

肝屬郡(キモツキ)

本郡は半島狀の地にして、始良郡噌唹郡の南とす、其南端を佐多岬と云ひ、西は海灣(鹿兒島灣)東は外洋(大隅海峽、幷に有明灣)に至る、今十七村(十七村の中百引(モビキ)は本篇之を噌唹郡に係けたり)治所は鹿屋(カノヤ)に在り。

肝屬は古書肝衝又は肝坏に作り、俗に肝付にも作る。文武紀四年の條に「肝衝難波、從肥人等、持兵剽劫覓國使刑部眞木等、於是勅竹志惣領、准犯決罸」と見ゆ、蓋大隅隼人の一部落にして、肥人(ヒビト)を引率して濫行を爲しゝ者歟。同書、和銅四年當國の時、肝坏、始羅、大隅、噌唹の四郡ありと、和名抄、馭謨是岐を註し、四郡に分つ。建久圖田帳に、島津莊肝付郡百三十町二段始良西俣二十四町と錄し、當時已に始羅郡を本郡に併せたり、中世本郡の豪族伴氏は肝付と通稱したり。明治二十九年、大隅郡の地を本郡に併せしより、大隅半島全く肝屬の郡名を負ふ。

鷹屋鄕(タカヤ)

和名抄、肝屬郡鷹屋鄕。○今内之浦村是なり、高屋祠あり、彦火々出見尊の高屋山上陵は、一說此陵とも云ひ、又和名抄鷹屋を肝屬郡と爲すは、桑原郡の誤ならんなどとも云へり、共に非なり、此鷹屋は天孫御陵の高屋と同名異地のみ。

高屋(タカヤ)神社

今内之浦大字南方に鎭す、祠の北嶺を國見岳と稱し、近世の俗説天孫の山陵と稱するもの此也、百靈考云、高屋社は景行天皇の創建し給ふ所とぞ、但し高屋山上陵はこの所にあらず、是より數里隔たる一峯の頂に

在り、日本書紀に「彦火出見尊崩、葬日向高屋山上陵」と、天子山(テンシヤマ)とは社の左側二十間餘にあり、是れは景行天皇行宮の故址にして、林叢茂密せり、其中間に二つの大甕あり半を過ぎて地に埋む、一は圍五尺八寸、一は享保十四年倒れ木の爲に壞れうせたり。○地理纂考云、內之浦の高屋社に、元祿年中卜部兼連が著せる緣起あり、古老傳稱、當社往古在山上、曰國見陵云々と記したるは、土人の說に從へるにて、其實を得ざるなり、和名鈔に肝付鷹屋鄉あれば、然思はむはさる事なれど、此は肝付姶羅の兩郡後世錯亂(ミダレ)て前後せるなり、實地を踏て委しく尋ぬるに、和名鈔肝付郡に桑原鷹屋川上鷹麻とあるは皆姶羅郡にて、同郡に野裏串伎鹿屋岐刀とあるは皆肝付郡なり、是にて鷹屋は肝付郡に非るを識るべし、されど古き神社なる事は、天曆二年大隅管內の神社古記の中に、肝屬郡從二位鷹屋云々とありて、今の神社なる事明かなり、又寬永十年、內之浦鄉北方村竿次帳、高屋神領百二十九石と見えたり、又彼古記の奧書曰「凡異國之蕃、傳先祀祠、敬神之道、不如優崇、方今職爲都督、政同朝廷、是以尋長德三年之例、管內大小諸神、奉增爵一級、國宜承知、中宮之間、宜以施行、不得疎略、符到奉行、參議正三位大貳源朝臣在判、正六位上行大典山宿禰在判、天曆二年二月二十七日」とあり、前後切れ拾りて、今存する處僅に肝付馭謨熊毛の三郡なるは、浦傳に甚しきなり、又土人天子山をば景行天皇の行宮址と云ふは、無稽の談なり、景行天皇紀の文段に地勢相合はず。

內之浦(ウチノウラ)

(火埼)

今內之浦村と云ふ、東に向ひ、港灣を開き、西南北の三面山家屏障を成す、浦頭の民戶六百、鹿兒島を距る十九里、鹿屋の東南六里。水路志云、火埼(ヒノサキ)は都井崎の西十二海里にありて、有明浦の西角なり、高十七百八十呎、周邊水深く、其東側に奇形の山崩あり、內浦は火埼直北の一灣にして、其幅及び長さ共に凡一海里、南方(ミナミカタ)村落の附近、水深十尋の還に泊地あり、然れども偏東の風に堪へず。○史學雜誌云、南朝北畠親房公策を獻し、正平元年更に熊野の海賊を募り、四國中國の海賊と連合し、九州の官軍を助けて濱海の城邑を抄掠し、大に足利方を苦しめたり、其一證は、薩藩舊記の重久氏文書に、

(南方)

四國中國海賊等三十餘艘、自飯肥(オビ)南鄕內目井浦、來過肝付郡內之浦□□嶋之間、定可相加兇徒歟、急速可致用意之由、野邊孫七盛忠、以使者所馳申也、仍書狀如此、不廻時刻、馳寄當陣、可被致合戰、仍執達如件

貞和三□月廿七日　沙彌(道鑑貞久)

□□殿

雁廲鄉(カリナ)

和名抄、肝屬郡鷹麻鄉。○鷹字一に雁に作る。タカヲにや、其地今明白ならず。

桑原鄉(クハハラ)

和名抄、肝屬郡桑原鄉。○今詳ならず。

川上鄉(カハカミ)

和名抄、肝屬郡川上鄉、○今高山村の南に川上諸井大明神(大字後田に屬す)の祠あり、川上鄉は諸稱ならん(天文二十三年、肝付左馬頭伴兼續造立の棟札に、川上諸井云々と見ゆる由、地理纂考に述ぶる所あり)

高山(カウヤマ)

今高山村と云ふ、北は肝付川、西は姶良村、東は海、南は山岳を以て內浦村と相限る、此村は肝付氏の舊邑にして、其居城址存す、四十九所明神には、弘安六年、肝屬兼石の棟札あり、新(ニヒ)八幡宮には「弘治三年、伴家檀越、前河內守兼續、隱居沙彌省釣、當主君良兼、同滿壽丸」云々とあり。

高山城址(カウヤマ)

大字新富(ニヒトミ)に在り、南北朝の際、州豪肝付兼重高山の山元城(伴兼貞、長元中此城に移る、因て肝付氏と稱す、兼重は兼貞七世之孫なり)に居り、官軍に屬し島津氏と爭抗す、應永十一年、島津氏久の子元久、本州及び日向守護に補し、勢威稍振ひ、肝付氏(兼重の孫兼元)遂に麾下に屬す、永正中、肝付兼久(兼元の曾孫)再び自立して、肝付大隅二郡に據り、日向の伊東氏と相結び、島津氏と戰ふ、天正中島津氏に降る。○日向纂記云、肝付氏の祖を伴兼貞と云ふ、兼貞大隅國住人平大監季基といふものゝ女を娶り、五子を生めり、季基其所領地を兼貞に讓り、兼貞五人の男子に采地を分ち與へ、各其地名を以て氏とす、一男肝屬太郎兼俊始て伴氏を改て肝屬を稱す、二男萩原二郎兼任、三男安樂三郎俊貞、四男四郎行俊、五男梅北五郎兼高連綿として繼來る、中にも八郎兼重は殊武の末宮方に屬して、(日向記)菊池武俊、伊東祐廣(藤內左衛門)等と心を同うし、日薩隅の間にて、數度の軍功あり、征西將軍懷良親王大隅國へ下向の時、兼重親王を肝屬城に納れ奉らせ、忠功ありければ、錦旗(長一丈幅三尺三寸竿長一丈五尺)を賜はりける、兼重四世の孫兼續、卽省釣なり、島津家に頡抗し、數度の戰爭に及びければ、島津家も之が爲に困苦せられしが、根占重長島津家に降りし後は、肝付氏孤立して外に救援もなく、防戰の術盡きて窮しければ、島津家に降參せり。○地理纂考云、肝付家譜に據るに、天智帝の太子大友の裔孫、余郷足より七世孫、河內守伴兼行を祖とす、兼行安和元年薩摩掾に任せられ、鹿兒島神食村に館を(今の伊敷村なり)建て、曾孫伴兼貞(一說兼俊)長元九年大隅國肝付郡(內之浦、串良、高山、鹿屋、大姶良、始良、高隈、百引、花岡の諸鄉是に隸けり)辨濟使にて、肝屬に移り高山を治所とす、十八世兵部少輔兼尙、一女ありて統を繼く者なし、兼尙の從父弟八郎兼重家門を治む、建武二年十二月、兼重綸命を奉して義兵を擧げ、延元二年錦の御旗を賜ふ、弟五郎九郎兼成、大姶良の城主たり、兼重に相並び互に相輔く、二十六世河內守兼續、日向の諸邑を併せ兵勢盛なり、二十九世左馬頭兼道に至り勢衰

へ、僅に高山の一邑を保ち、天正六年遂に島津家に降る、仔氏家譜に、余㒓是を天智帝の裔と爲すは、例の附會にて、神別大伴宿禰の族葉なること、論するまでもなし。

肝付川
（波見）

一名境川と云ふ、今肝屬始羅二郡の界を爲せばならん、高山村の西南原に發し北流し、鹿屋川、始良川と相合し、初めて大なり、此より東流一里にして有明浦に入る、其海口を波見浦と云ふ、高山村に屬し、小市聚を成す、波見浦の北岸を柏原と云ふ。

始羅郡

當郡名にして、肝屬大隅二郡の間に在りしが、後今く肝屬に入り廢す、又始羅、始良（始は字書は烏合切と云ひアフなり）に作り、和名抄阿比良と註す。

按するに始羅は神代紀日向吾平山の地なり、續紀、和銅六年、日向國肝坏、贈於、大隅、始羅四郡を割きて、大隅國を置かる、建久圖田帳に至り、始良庄と稱し、已に郡の名目を消し、遂に肝屬郡に併す。圖田帳に始良庄五十餘町、串良院九十町三段、鹿屋院八十五町九段、始良西俣廿四町六段、云々とあるは蓋此舊郡の域とす。

岐刀郷

和名抄、始羅郡岐刀郷（○今詳ならず、）蓋郷麗の形勢より推せば、始良村にあたるごとし、三代實錄「貞觀二年、廢大隅國吉多、野神（一本作野間）二牧、縱馬多蕃息、害百姓作業也」と、この吉多は此なるべし。

始良

今始良村と云ふ高山の西大始良の東にして鹿屋の南に接す、阿比良を今伊良と唱ふるは、轉訛なるべし、地理纂考云、始良郷は建久の比、富山二郎大夫の所領なり、東鑑に日向國住人富山二郎大夫義良と見えたる是也、今も本郷の若宮社は、長久四年、平判官良宗建立と傳ふ、良宗は常陸住人太守大監平季基の弟にて、萬壽年中、日州三俣院に來り、宇治關白賴通の爲めに莊園を墾開したる人とす、良宗は始良庄を開き、一族に大始良、獅子目、横山、河田等あり。

大始良今郷名を轉じて、村名と爲す、大字に西俣あり、此は建久圖田帳に、島津庄寄郡始良西俣と云ふにあたる、獅子目、横山等の大字あり。

吾平山上陵

今始良村大名上名の鵜戸山に在り、鵜草葺不合尊の御陵なり、近代治定して此に擬す、其說下に見ゆるごとし。

肝屬郡始良鵜戸山の麓にして、百國考云、鵜戸神社は廟の南に大巖窟あり、潤さ五畝許、葺不合尊の玉體を葬り奉りしところ、吾平山陵是なり、又御陵の右に窟あり、葺不合尊の后妃、玉依姫の陵とす、又左に瀑泉あり、目洗水と名つく、窟の前東の側に御池と稱ふる深淵あり。○地理纂考云、始良山陵は神代紀曰、葺不合尊、崩於西州之宮、因葬日向吾平山上陵、諸陵式曰、日向吾平山上陵、在日向國、無陵戸とあり、御陵は巖洞の中に在りて、其山の周廻一里許、高拾間餘なり、山上は古松のみにして、巖洞は西に向へり、窟の中空洞にして入り六間、横十三間、窟の口より三間許の處迄、高一丈餘、中程に至り八九間許にて、左右と後とは屋形也、窟の口より七間許の處に、石を疊て祠壇とし、其上に小社を建たり、此祠壇の底往古深壙にて、諸人其壙に向ひ敬拜せしを、慶長九年洪水、窟の中を洗ひ、深壙を埋めしといふ、祠壇の後に丘塋あり、高四尺五六寸、横六尺、長一間三尺、故土もて築しと見えたるが、今は堅牢にして石の如く、處々に縹色を成せり、其丘に東より西に一孔透れり、又後よりも一孔透れり、孔の廻り二尺許也、又北東に三尺許離れ、同形の丘塋あり、高三尺、圍一丈、此にも孔穴あり、何の謂なるやを知らず、以上二丘塋の根には、大なる平石を伏せたり、此東丘を土人玉依姫の御墓といふ、明治三年、彼丘塋の根の土を穿ち、委曲に探りしに、凡丘壇を中央にして、入ること三間許、横五間許、一面に石を以て疊みたり、又二丘塋は本は相接續して、一なりけむを、後に至り洪水など、其中間を洗ひ開らきて、二丘と爲れるならむと曰へり、鵜戸神社は、近世國文の西向に遷し、明和五年にも前條し給ひ、文政年中に更に遷せる所にて、當社天平十九年六所權現と稱せしかる、然るを此社號を鵜戸と稱へ奉るは、日向國宮崎郡に鵜戸神社あり、葺不合尊の御降誕の舊蹟なるよし云ひ傳へ、彼社號を此方にも稱るか、又此方なるが本にて彼方に移るか、前後考ふべからず、按するに彼社號の故にやあらむ、倍は彼地御降誕の跡なれば彼方より此方に移りしなるべし。○今按するに、鵜戸神社など云ふはウツロ（空洞）の義にして、鵜鵜にも關與せず、又産殿にもあらさるべし、ウツロを轉してウドと云ふこと、方言の常色とす、不審。

（鵜殿）

鹿屋郷

和名抄、始羅郡鹿屋郷（○今鹿屋村是なり、）

鹿屋は下大隅の中央に當り、平野の中に位置す、高隈山を負ひ、肝付川の水系に居る、鹿兒島を距る十里、（鹿兒島より垂水まて海上四里半、垂水より鹿屋村中名へ陸路五里半とす）肝屬郡の治所とす。

鹿屋

地理纂考云、建久圖田帳に島津庄寄郡鹿屋院とあり、て、肝付又太郎兼行の二男宗兼、鹿屋六郎と稱さらり、子孫鹿屋氏と曰ふ、應永の比、鹿屋周防守兼政、兼貞、島津元久に屬す、元久時に降色大始良に居れり。○按するに、景行紀に熊襲梟帥の名を擧けて、厚鹿文、迮鹿文また其女子を市乾鹿文と云ふ、鹿文は本書に加也と傍訓したり、此なる鹿屋と意同じなるべし、正しくは加乃也とよむべき歟、其義理は詳ならず。

笠野原

鹿屋の東北なる荒野にして、方二里餘、串良、高隈に至る、寛永年中、薩州伊集院なる朝鮮歸化人の裔、男女六十口を此原中に遷置したり、寛政二年、笠野の男女九百口に上る、其三百五十口を分ち、大始良に移す。

串伎郷（クシキ）　和名抄、始羅郡串伎郷。○今詳ならず、串良の誤かとも云へど、薩州日置郡に串木野の名あれば、串伎の名も必しも誤と爲すを得ず。

串良（クシラ）　今東西の二村と爲る、鹿屋の東にして、高山村と肝付川を隔てゝ相望む、串良川は高隈山中の垂水嶽に發し、東南流、串良驛の東を過ぎ、肝付川へ入る、長八里。

（串卜）　仙覺萬葉集抄に引ける、大隅國風土記曰「大隅郡串卜郷、昔者造國神勅使者、遣此村、令見消息、使者報道有髪梳神云、可謂髪梳村、因曰久四良郷、註曰髪梳者、隼人俗語、今改曰串卜郷」と、此串卜（クシラ）は此地の古事にや、其大隅郡と云ふこと不審、始羅郡は和銅年中已に其名あれば、之を大隅郡に混同すべきを謂はれなし。○串良院の名は、建久圖田帳に見ゆ、島津御庄の寄郡也、肝付氏の一族北原又太郎兼延、當時串良の下司たり、應永年中は北原周防守久兼あり、島津元久に降り、是より島津家の附庸たり、又九城（クシロ）にも作る。

野裏郷（ノウナ）　和名抄、始羅郡野裏郷。○今詳ならず、高隈村に擬定すべきごとし、三代實錄に大隅國吉刀野神二牧とある野神は、野裡と相誤りやすし、恐らくは野裡を是とすべし、今地形を推すも、放牧の山野は、高隈などの地ならん、北は福山牧を望む。

高隈（タカクマ）　今高隈村と云ふ、鹿屋の北にして、串良川の上游なり、西は山峯を以て、牛根垂水と相限り、東北は林野蕪蕪、百引大崎に連接す、此村は本串良院に屬せしを、豐太閤文祿檢地の時、高隈千餘石を割き、細川藤孝入道幽齋の別邑と爲さる、今も池八幡社の棟札に、慶長三年、領主三位法印幽齋と錄せりと、慶長四年、島津義弘に復封せしめられ、是より高隈郷と稱せり。

高隈嶽（タカクマ）　地理纂考云、高隈岳は嵯峨崢嶸、實に大隅の巨岳にして、其支峯相連り、鹿屋、花岡、新城、垂水、百引、牛根等の諸郷、皆此岳の麓にあり、高隈の麓より絶頂まで二里、其中最高きを大箆岳（オホノカラ）と云ふ、次を權現岳（鹿屋に屬す）又其亞を小箆岳と云ふ、又妻岳、鷹羽岳、中岳、盆山等なり、諸峰の絶頂、風烈く樹木長大ならず、毎歳三月、近邑の男女岳上に登る、是を七岳參詣と號す、山中深林幽邃にして、神異靈怪往々あり、故に人民敬畏せざる者なし。

大隅郡（オホスミ）　本郡は近代櫻島を併せ、島を北大隅郡と呼びしを以て、南大隅郡と稱したり、明治二十九年廢し、北郡は薩州鹿兒島郡に、南郡は肝屬郡に入る。

（大隅半島）　大隅は本隼人の種落の名なりしごとし、國郡制定の時、大隅郡初めて限定せられ、和銅中大隅は本州四郡の一たり、建久圖田帳に下大隅郡の名目を錄す、國郡沿革考因りて曰ふ、下大隅とは垂水の邊を指す、其南なる禰寢附近は即上大隅郡かと。按ずるに、今の肝屬郡は地形半島狀を成し、高隈山以南おのづから一境を形つくる、蓋古への大隅隼人の占據せる所即此とす、隼人國大隅國の條を參考すべし（風土記逸文に串卜郷あり、串卜とは今の串良ならん、其條項を參考すべし）續紀、天平元年、大隅隼人、始羅郡少領、從七位下勳七等加志君和多利、外從七位上、佐須岐君夜麻等、久々賣、並授從五位下とあるにて、始羅郡ももと本郡の分地なりと推論し得べきにや。

人野郷（ヒトノ）　和名抄、大隅郡人野郷。○今詳ならず、噌唹郡にも同名の郷あるにより、想像をめぐらせば、牛根村にあたる歟、牛根と大字境は實に噌唹大隅の郡界たれば、人野を二分して、南郡に依屬せしめしにや。

牛根（ウシネ）　舊大隅郡の北端にして、櫻島の對岸に居る、境、二川（フタカハ）、麓の三大字あり、海岸に相並ぶ。入船城址は、麓村にあり、牛根城とも云ふ、東西北の三面は峻崖百間許、北面は大手口にて海に近し、南は茶園ヶ尾といふ、濠塹の跡二重在り、天險の城壘なり、曆應の比、牛根兵衛五郎道綱是を領し、文明永正の比、池袋氏數世地頭たり、池袋氏姓を建部と云、即此村の居世神社、文明七年の棟札に、建部宗儀、或は永正三年神鏡に建部宗政と見えたり、天文の比、小川尾張守武明（紀氏平山の庶流）本田紀伊守董親等の所領たり、董親後に牛根を以て肝付氏に與ふ、天文の末、肝付兼續、其將安樂備前をして之を守らしむ、天正元年、島津義久當城を攻め之を陷る、慶長五年關原の戰に、浮田秀家事敗し身を匿し、翌年夏薩州に來る、島津氏之を牛根に置き、八年八月、駿府の命を奉じ、秀家を伊豆八丈島へ移す。

大隅郷（オホスミ）　和名抄、大隅郡大隅郷。○今垂水村なるべし、俗に下大隅と稱するは、郷名の遺れるならん、建久圖田帳に、下大隅（シモオホスミ）郡九十五町九段、島津庄寄郡と云ふは即此にして、牛根花岡等をも籠めしに似たり。

（下大隅）

垂水（タルミヅ）　今垂水村と云ふ、牛根の南にして、西は海、東は高隈山、南は海潟に新城村の地なり、鹿兒島の東南海路十海里に當る、垂水嶽は高隈山の一峯にして、土俗本岳と呼ぶ。

垂水城址（タルミヅ）　（田神）　大字田神（タカミ）に在り、土俗本城と呼ぶもの是也、伊地知氏之に居る、伊地知は本國越前大野郡の伊知地村なるべし。地理纂考云、垂水本城は伊地知氏の城址なり、伊地知氏は秩父重忠の後とぞ、伊地知彈正季隆故ありて薩摩に來り、島津貞久に仕へ、應永十九年、島津久豐季隆が子繼殿助季豐に垂水を與へ、當城を治所とす、季豐より五世周防守重興反して、禰寢重長と共に肝付氏に與し、屢島津に寇す、元龜三年、島津歲久兵を督し鹿兒島より櫻島に航り、下大隅早崎の山に營し、重興が小濱の城を攻む、重興堅く守て能く拒ぎ、相持して年を越ゆ、

天正元年正月、島津氏禰寢重長を誘て歸順せしむ、同二年、肝付兼亮重長と議し、禰寢を侵す、重長及び島津の援兵之を擊して是を破る、兼亮重興逃れて本邑に歸る、かくて重興力盡て、其領地田上、高城、新城等、都合五ヶ所を以て降る、慶長中、島津家の一門讃岐守貴典の食邑と爲り、子孫世襲して近年に至れり。

海潟（カイカタ）　今垂水村の大字なり、海潟の濱三町許に岩嶼ありて、辨財天を祭る、相州江之島に擬して、江之島と呼べり、櫻島の北に浮び、江山岩洞の幽奇賞すべし。(田崎の北一里半)

崎山城址（サキヤマ）　海潟に在り、南北亂の時の寨柵とす、崎山の白田に土貝と云ふものあり、土石の化して貝形（カイカタ）を成せるを云ふ、地名も全く之に起因す、其硬なるは石に同しく、軟なるは土泥に同し。南山巡狩錄云、正平十年四月、大隅國の住人肥後守太郎種顯、仝舍弟彌次郎种久は、足利尊氏の御方として、日向國に在ける所、畠山修理亮直顯に一味し、大隅國崎山の城に宮方の勢を引入る、島津左衛門尉氏久は、元より武家方成しかば、大隅國の宮方を攻落さんとて、日比軍勢を催促して合戰に及びたりしに、氏久が勢つよかりしかば、宮方打負べく見えたりける、こゝにまた今までも宮方なりける伊集院六郎久兮、谷山五郎良香武家に降參し、剰十二日の合戰に、島津が手に屬して軍功を盡る(島津文書)

輕沙埼（カレサ）　田崎の南一里、大字柊原の汀嘴なり、垂水の汀線砂と南北に通せるもの、此埼に至り東に屈折し、東南花岡、大姶良の沿岸と爲る、此邊に貝殼の土砂中に堆積せる所多し、之を製して白灰を作る、赤土民の一産業たり。

新城（シンジヤウ）　今新城村と云ふ、垂水新城の諸にて、舊伊知地氏の館址あり、近代は垂水島津の次門葉の食邑なりき。

花岡（ハナオカ）　今花岡村、大字木谷（キタニ）、白水の二に分つ、垂水新城の東南に接し、寶屋高隈の西なり、海にのぞみて古江（フルエ）と云ふ小湊あり、花岡は享保中まで、大姶良郷の屬邑なりしが、後新立する者とぞ。

(江古)

謂例郷（イレ）　和名抄、大隅郡謂例郷。○今詳ならず、花岡新城などの地かと想はるれど、其證を見ず、入江（イリエ）の訛音か、不審。

姶臈郷（アヒラ）　和名抄、大隅郡姶臈郷。○今大姶良（オホイラ）村是なり、東は姶良村(今肝屬郡岐刀郷)に接し、西は海に臨めり、根占に隣る。

大姶良（オホイラ）　地理纂考云、大姶良氏は禰寢と同族にして、長岡右大臣内麻呂の後と云ふ、五郎大夫義光、始め日向飫肥郷の郡司にて、後禰寢院北俣に移り、大姶良を兼領す、義光壽永二年北陸道砺波原の軍に戰死す、其子孫禰寢小太郎義明續て領主たり、承襲して其族四つに分る、横山、宍日、大姶良、濱田と號し、各其領地を以て氏とす、其後高山の城主肝屬八郎兼重大姶良を併せ、建武年中、其弟五郎九郎兼成を城主とす、禰寢横山等の一族志を合せ、同郷横山城に據りて恢復を謀る、觀應二年二月、兼成兵を發して横山城を拔く、城將宍日某竹林に隱れ不意を狙ひ、擊て兼成を殺し、大姶良城を取る、楡井頼仲志布志（シブシ）の兵を引ゐ來り、戰爭止む時無く、高隈松尾、高山弓張城、百引加世田の諸城主向背定らず、其後楡井頼仲又當城を取て自ら是に據る、文和元年、島津氏久大隅の亂を鎮め諸城悉く服從し、延文二年、頼仲敗死して、氏久又志布志に移る、其後久しく平治せしを、享禄三年、肝付兼興兵を起して諸城を陷れ、兼道に至り大隅半均す。○建久圖田帳に、姶良西俣二十四町六段とありて、今大姶良に大字西俣（ニシマタ）存す。

(俣西)

禰寢郷（ネシメ）　和名抄、大隅郡禰寢郷。○按ずるに寢は寢の誤にして、今の大根占小根占にあたる。建久中の古文書に禰寢院司建部氏の名ありて、圖田帳に、

(占根)

禰寢南俣四十町、本家八幡、郡本三十町、町別二十疋、郡司建部清貞所知、賜大將殿御下文、荽刈六郎重俊知行之、但去文治五年以後、號府領社、以多町算因寄進之外、不輸社家年貢、不論國衙、任日由知行之、佐太十町、賜大將殿御下文、建部高清知行之、禰寢北俣四十町五段同上、島津御庄寄郡、

大根占（オホネシメ）　今大根占村と云ふ、大姶良の南に接し、其間に御在所山横たふ、西は海なり、大根占域は高城と稱し、大字神之川に遺址あり、地理纂考云、大根占は禰寢五郎大夫義光の居城と云ふ、舊記を按ずるに、文治建久の比、禰寢小太郎清重、根占姶良を管知す、其父五郎清綱は日州飫肥南俣の郡司たりしが、壽永二年、北陸道砺波原合戰に死す、清綱の子清重山城判官清宗と云ひ、子孫大姶良の辨濟使にて、其族後に分れ、各地名を以て氏と爲す、義光は清雅が同族なるべし、又田代氏家藏の文書に、伊豆守平時直、鎌倉殿に見參し、禰寢院を賜ひ、建部清社を勧請し、姓を改め野上田代と稱す、時直と名乘りしより、伊豫房は當時禰寢院佐多の城主とあり、是に據れば當時禰寢野上田の兩氏、禰寢院の内北俣南俣の兩院を分領せしなるべし、小根占家譜には、建仁三年、平清重禰寢院に下り、後に建部清房が姓を冒して、建部清重と號すとあり。

大根占（コネシメ）　今小根占村と云ふ、大根占の南にして、西は鹿兒島灣の灣口に臨む、(對岸山川港を去る六海里)東は田代村南は佐多村とす、種ヶ島及び屋久島へ通ずる定期船は此濱より沈海す)

地理纂考云、根占、佐多、田代を合せて禰寢院と云ふ、小松氏家系貞應元年の文書に、小禰寢院云々、應永十六年の文書に大禰寢院云々、又大姶良の地も大禰寢院に係りしと見えて、山田氏日記に、島津元久誕生所、大禰寢院大姶良村云々と見ゆ、又禰寢院の内南俣院北俣院とも

記せるあり、小松氏永徳二年九月の文書に、禰寝院北俣島濱辨分、同神河辨分、禰寝院北俣神内堀内云々、正慶元年文書、南俣山本云々、延慶二年文書に、南俣内山本光松云々とあり、島濱神河堀内は今大根占方域にて、西方は佐多方域にあり、其餘は小根占方域に屬す、小根占川は土俗麓川と稱す、田代郷花瀬川の下流にて、川幅二十間餘、大隅一二の大川にて、海口に至り川幅五十間餘、滿潮の時は大船出入せり、往古は唐船來り互市せしとぞ、今に小根占村川南の地を唐人屋敷と唱へ、市坊札辻通りは唐人町とも呼ぶ、又蠻船來りしこと、當邑池端系圖に「永祿三年庚申六月、於小禰寝湊、唐人與南蠻人鬪」云々とあり。

富田城址は禰寝南俣院の古城にして、富谷とも呼ぶ、佐久間田帳に禰寝南俣四十町、本宗八幡、地頭云々とある地此なるべし。小松氏家譜に據れば、平清盛の子高清、高清の孫清重、建仁三年鎌倉殿の命を被りて、禰寝南俣院の地頭職となる、時に天下の大政源氏に歸す、故に父祖の姓を稱せず、同氏建部清房の姓を冒し、子孫是を承く、八代清有、足利家に屬して戰功あり、大隅禰寝院の地頭職を襲ふ、清有が子を久清といふ、永徳元年、探題今川了俊久清に禰寝北俣四村を與ふ、久清七世の孫を重長といふ、島津氏に抗す、天正元年正月、島津義久使を禰寝に遣し、重長を諭す、三月義久重長と共に肝付氏を伐つ、兼久兵を揖宿牛根に出して騷擾をなし、重長屢肝付と戰ふ、後重長島津の臣下となり、食邑に歸邑す、(地理纂考)建部を小松内府の裔と云ふは例の假冒也。○小根占大字山本に橘山あり、禰寝重長が温州橘を植ゑし丘にて、慶長中島津義久此地を遊見し、

いにし頃重長と云ひし人の、温州の橘とて植そだて置れし所に行て、

時ならぬ冬まで殘る木の本はこれやさこ世の宿の橘、

岐刀郷（キタ）

和名抄、大隅郡岐刀郷。○今詳ならず、田代村などにあたるごとし、小根占の東なる山村なり。

田代（タシロ）

今田代村と云ふ、小根占川の上游(花瀬川)にして、東に稻尾嶽、荒西（アラニシ）嶽、六郎館山等の峻峰羅列し、以て大隅海峽の西南を塞く。建治二年文書に、田代十町、御家人七郎助友と錄す、助友は佐多氏の一族にて、其後[illegible]は應永年中禰寝氏に侵掠せらる。

地理纂考云、花瀬川は大隅郡田代村にあり、川の濶三十間餘、南に流れて八町許の間、水底一面の石壇、廣磚を布たるが如し、清淺鮮明にして、佳木茂樹兩岸に秀で、躑躅藤、三春を照す、これ亦その名を助るに足れり、花瀬神社あり、地理纂考云、花瀬川の上流に鶴戸窟あり、深さ十三間、横十五間、高三間許、傍に飛泉あり、又此窟中に一碑を見る、小石を積み黏土にて築き固む、闊九尺高三尺二寸。

大河郷（オホカハ）

和名抄、大隅郡大河郷。○按するに、大河、原書大阿につくる、今佐多村に小字大河あるに據り之を正す、即大隅半島の最南なる海村とす。

佐多（サタ）

今佐多村と云ふ、邊塚、伊座敷、馬籠（マゴメ）の四大字に分つ、鹿屋の南十二里、鹿兒島の南四十海里、海岬の上に民居す、長五里横二里、其西南端を佐多岬と云ふ。

地理纂考云、佐多郷馬籠の高木城は、佐多新太夫の築ける所と云ふ、大隅國圖田帳に「佐汰十町、右大將殿御下文、建部高清知行」とあり、同人なるべし、其後野上田伊豫守時直(一說佐多太郎友直ともあり)領す、時直は四位少將平實盛の孫、子兵庫頭國當の男にして、時に建部氏を稱す、佐多大郎久秀、承久の兵亂に上洛して宇治川にて戰死す、是に於て佐多家絕ゆ、其後島津三郎左衞門忠光(初め師忠と號す、島津上總介忠宗の第三子也)佐多を領す、因て家號を佐多と云ふ、觀應二年十一月禰寝清成兵を率て佐多城を攻む、忠光の孫豐後守氏義に至り、永徳元年六月、禰寝右馬久清の爲に此城を襲ひ取らる、(佐多氏第四代伯耆守久知營域に移る)小松氏家譜に、元徳元年、禰寝三郎六郎清武は父清保(禰寝氏六代也)の黨を請て佐多西方等の地を領す、云々。

佐多岬（サタ）

佐多村に屬す、大八重山の餘脈、西南に走せて、海洋に入る、其極端絕壁屹立數十丈、之を九州陸地の南限とす、薩州開聞岬と相望み、鹿兒島灣の門戶たり、本岬と種子島の間凡二十五里、潮流迅急なり、之を大隅海峽の迅潮と名つく。

(大八重嶽)

水路志云、佐多岬、嶮岩險崖、七五〇呎に達し、岬背の山嶺極めて高く、其絕頂大八重（オホハヘ）は高さ二九〇〇呎、燈臺より北々東十海里にあり、岬の近傍は潮流濁色を顯し、其速力も亦強く、猛烈の激潮起るが故に、此岬を過ぐる者は之に注意せざるべからず、佐多岬燈臺は、佐多岬の岩島上に設置し、第一等不動白色を顯し、海面上二〇〇呎、晴天光達廿一海里とす、近海天氣常に險惡なるを以て、烈風起れば天氣險惡となり、大隅海峽の航過を危險ならしむ。

地理纂考云、御崎の迅瀨（ハヤカセ）は、潮汐の進退、その迅速なること洪水のごときを云ふ、凡佐多岬は其海上亂瀨（セバラ）にして、大渦宿に盤旋し、御崎の背より種子島迄、潮闊の路脈相分れて、其色雪の如し、故に滿干の時を待て岬を廻るを、船人の習ひとす、或書に曰く、佐多岬は北極地を出ること三十一度なるを以て、本邦にありて最暖き地なり、薩摩大隅は常雪すくなく、いかなる高山深谷といへども、三冬にわたりて雪ある事なし、草木も是に應じ、蘇鐵樹の類も自然生の山あり、梅も落葉せず、葉ありながら花咲く、檳榔龍眼皆實のる云々、按するに、檳榔龍眼皆實のるとあるは實に然り、高山深谷と云へども三冬雪ある

事なしといへるは僞りなり。

御埼神社(ミサキ)　佐多岬の岸頭に在り、一山鐵塔にして、其間に櫻樹高叢樹生ず、往古は今の火尾の社鎭座の地にありしを、慶長十年、樺山權左衞門久高、琉球國を征しける時、其社の靈驗ありて、歸朝の後當宮に寄し、今の地に神社を建せり、社殿南に向へるは、琉球國を鎭むの爲なりとぞ、此社山麓り一里餘の間は、なべて蘇鐵を生ず、始め久高琉球より持渡り、鳥居の左右に栽置たりしに、年々繁殖して、今は滿山數萬株となりて、大なるは老松にひとし、社山の北は岡阜相續き、西南は大洋を受け、懸崖絶壁相連り近よる事能はず、東の方は岩石の間に少しく平地ありて、船より詣るものは茲に着岸す、又本社の東一里に大泊浦あり、種子島渡海の津頭なれども、民戸多からず。

伊座敷浦(イザシキ)　今佐多村の大字にして、岬の北二里半、西北面して鹿兒島灣の口にのぞむ、戸數數百、指宿郡山川港と相對し、六海里餘を隔つ。

郡浦(コホノウラ)　今佐多村の大字にして、大隅海峽にのぞむ、延久圖田帳に禰寢郡本三十町、律部浦市所知とあるは、郡本此かとも云ふ、郡浦の東に邊塚浦あり、邊塚より内之浦まで數里の海岸は、山は高く谷狹く、村落と稱すべき所もなし、凡佐多岬より火埼(内之浦)まで四十海里は、大隅海峽の北側に當り、稻尾嶽(イナヲ)、大八重山、荒西嶽等峻に峙ち、傾斜頗る急峻とす。

(稻尾嶽)

大隅海峽(オホスミ)　水路志云、大隅海峽とは種子島、竹島、硫黄島、黒島等を南側とし、大隅の南岸を北側として成る、峽内險隙なく、通行安穩なり、(佐多岬の南々西凡二里半の處に一礁灘ありとの說あり)然れども航程の障害は、佐多岬附近に屢起る暴風雨と天氣の溟濛是也、此海峽を強流する黒潮も亦大に不便を與ふ。

熊毛郡

熊毛郡(クマゲ)　本郡は種子(タネ)、屋久の二島より成る、五村に分れ、治所は種子島の西之表(ニシノオモテ)に在り。熊毛は本種子島の郡鄕名にして、天長元年、能滿郡を併せ、中世郡名を失ひしが、近代又再興し、明治二十九年、馭謨郡を併せ、二島全く一郡と爲る、和名抄、久末介と註したり。

(多禰島)

本郡は古の多褹島(タネ)、多褹國(タネ)の方域なるべし、多褹島を大隅に併屬せしめられし次第は、後紀幷に三代格に見ゆ、類聚三代格曰、天長元年九月、太政官奏、停多褹島、隷大隅國事、右太宰府解偁、謹撿案內、太政官去二月符偁、件島南居海中、人兵乏弱、在於國家、良非扞城、又島司一年給物、准稻三萬六千餘束、北島貢調、鹿皮一百餘領、更無別物、可謂有名無實、多損少益、宜勘利害言上者、南溟森々、有損無益、一如符旨、須停島隷大隅國、計其課口、不足一鄕、量其土地、有餘一郡、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、四郡分二、於事得便者、云々、伏望、依件停隷、以省邊弊、伏聽天裁、謹以上聞、(按に馭謨は夜久島にあり、益救郎夜久なり、能滿合於馭謨、益救合於熊毛、蓋能滿益救、互に錯置せるならん)

(多禰國)

多禰國の事は、是より先き、書紀、天武天皇六年、饗多禰島人等於飛鳥寺西槻下、八年十一月、大乙下倭馬飼部造連、爲大使、小乙下上寸主光父爲小使、遣多禰島、十年八月、遣多禰島使人等、獻多禰國圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、切髮草裳、粳稻常豐、一殖兩收、土毛支子莞子、及種々海物等多、持統天皇九年、遣務廣貳文忌寸博勢、進廣參下譯語諸田等於多禰、求蠻所居など見ゆ、此多禰島とは南島の汎稱ならん、地理纂考云、天武紀持統紀に見ゆる所の多禰島は、今の種子島とはきこえず、新井白石の南島志「所謂多禰國、盖此也、當此之時、南海諸島、地名未詳、故因其所由、而多禰島、蓋路之所由也」とあり、今も一殖兩收とは琉球にて然り、また去京五千餘里とあるを思ふに、琉球は鹿兒島より大島までの里數(三十六町)にて凡三百餘里、鹿兒島より今凡三百里、合せて六百餘里を、古の五町を一里とせし數を以て測るに、五千餘里に及ばざれど、大數なれば強ちに泥むべからず、(古來、琉球を鹿兒島より五百里といへども、實は然らず凡三百餘里なり)又「推古紀廿八年、掖玖人二口、流來於伊豆島、舒明紀元年、遣田部連於掖玖(ヤク)、二年九月、田部連等、至自掖玖」とあるなど、かたがた合せて考ふるに、隋書に「大業三年、令羽騎尉朱寛入海、求訪異俗、云々、因到流求國、言不相通、掠一人而還、明年復令寛慰撫之、流求不從、寛取其布甲還、時倭國使來、見之曰、此夷耶久國人所用也」、(耶久を夷耶久と書けるは、やの發音にいを含めばなり)と見ゆる夷耶久は卽琉球にて、(流求琉球の稱呼の說は、當知れる島の下に詳にす)當時稱呼のまゝに、多禰とも掖玖とも、時に從ひ記されけむ(千載集、大納言公任の歌に「おぼつかなうるまの島の人なれや我ことの葉を知らずかほなる」とあるうるまの島を、袋草紙下卷に琉球なりといへるは非なり、公任集此歌の端書にしらぎの國うるまの島とあり)書紀、天武天皇十一年、多禰人、掖玖人、阿麻彌人隨祿(オホ)、各有差とあるは、今の種子島屋久島なるべし、阿麻彌は大島の古名なり、種子屋久の兩島より大島まで七十餘里の海路を、今もあまみの門と呼べり、又あまみ嶽といふも大島にありとぞ、此のみか、續紀、文武天皇三年秋七月、多禰(タネ)、夜久(ヤク)、菴美(アマミ)、度感等人(度感は一說に德島なりと云)來貢、於是始叙、八月、

(掖玖)　(夷耶久國)

奉南島□物、于伊勢大神宮及諸社、大寶三年八月、薩摩多褹云々、元明天皇和銅二年六月勅、自大宰率已下、至品官、事力半減、唯薩摩多褹兩國、及國師僧等、不在減例、同七年夏四月、給多褹島印一面、元正天皇養老六年夏四月、給□□、太宰管内多褹壹岐對馬等司有闕、選府官人、選補之などあるにて、多褹島の建置は文武帝の時なるを知るべし。天平五年六月、多褹島熊毛郡大領、安志託等十一人、賜多褹後國造姓、天平十四年八月詔、多褹嶋國官人祿者、令筑前國司、以廢府物給、公廨又以便國稻、依常給之、其三島(壹岐對馬多褹)擬郡司、并成選人等、身留當島、名附筑前國申上、十七年十月、論定諸國出擧正稅、每國有數、但多褹對馬兩島者、並不入限とあるは、多褹島の治體を觀るべく、延喜式に凡郡司者、不得併用同姓、若從姓中無人可用者、雖同姓、除同門外聽任、神郡云々、大隅□毛郡等郡者、不在此限、また拾芥抄に隱岐、出羽、佐渡、對馬、多褹、以上兩國三島、爲邊要とあるは、中世の形狀を想ふに足らん。王政の衰ふるや、西海道三國は私田競ひ開き、郡郷の制を破りて院を建つ、島津庄内多禰院五百町五十文と云ふもの、建久圖田帳に見ゆ、種子屋久の二島を概算して、五百町と曰へるならん、種子島氏其下司と爲り、子孫久く島主たり。

圖書編日本圖序に「大隅、其南濱海之島、爲什麼(シモオスミ)島□達、今之人訛傳爲□海、□海乃大□洲也」とあるは大隅此に種子島にあたる、文字に譌あり。

種(タ)子(ネ)島

佐多岬大泊の東南二十五海里なる大島にして、其地質は第三紀層の構成に係る、今北種子(西之表)中種子(間野)南種子(茎永)の三村に分つ、南北凡十四里、東西凡二里半、戸數四千五百、人口二萬五千。

種子島は古史に多褹、又多禰に作り、或は之を以て南島の總稱と爲せり、國郡制定の際、多褹島を立て國に擬し、西海三島の一に列せしめ、四郡を置かる、其熊毛能滿の二郡は卽本島に在り、續紀、天平五年、多褹島熊毛郡大領、安志託等十一人、賜多褹後國造姓、多褹島能滿郡少領、粟麻呂等、九百六十九人、因居賜直姓と見ゆる者是也。天長元年多褹島を停止して、能滿郡を熊毛に併せられしより、一島一郡たり。地理纂考云、種子島は中世高野入道、能滿入道、熊毛入道など云ふ者分領したりと曰ふも、其年代を詳にせず、建久圖田帳に「島津莊、殿下御領、地頭右門兵衞尉云々、多禰島五百町、保延年中以後新府、不隨國務」と見ゆ、當時の殿下は近衞關白基通にて、地頭衞門尉は島津忠久なり、永久年中には、近衞家人見和平次郎有光と云者、島の現和村に住居せり、建治の文書にも「多禰島五百町、領家近衞殿、地頭尾張守殿」と見ゆ、尾張守は鎌倉執權北條の一族、名越時章を曰ふ、又傳說に此島は大浦口某地頭にて、鎌倉に在番し、上妻某在島して其代官たりしことありき、一說平家の一族壇浦に滅び、淸盛公の孫左馬頭行盛の子、襁褓の中に在りて、母と共に難を遁れ、北條時政の養子となり、種子島に封せられ、近衞家の莊領深川院財部院をも兼領す、是を肥後守時信と號す、後に信基と改む、卽今の種子島氏の始祖なり、かくて上妻某も信基に屬して永く島に留り、其子孫今猶種子島に在り、云々。○今按するに、南島并に薩隅二州の豪家、多く平家の遺裔と稱す、皆信據に足らず、蓋古郡領、在廳下司等の家筋にして、平家以上の舊家なるを、後世其本を忘れて、家系を平家の後裔に托するに似たり、種子島氏の如き、川邊平氏の多禰次郎有道(良通の長子)に出づと云ふもの、稍實に近し。○西遊雜記云、種子が島は大隅の屬島にて、方八里の島といふ、薩州侯の臣種子島何某の食地なり、すべて島々田所はさらになし、山畑のみにて、米の外は雜穀何にてもそだち能く、地方より海上十八里といへり、草高九千八百石。地理纂考云、書紀通證に「鳥銃有種子島、天文八年、南蠻船首牟羅叔舍、來多禰島赤尾木湊、傳鐵砲術北條時堯、見後太平記、本朝通記、九州記、及南浦文集、其製原出自西蕃波羅多加兒國」とある天文八年は誤れり、天文十二年八月を正とす、南蠻人此時を以て鐵砲を種子島の家臣篠小四郎に傳へ、翌年南蠻人再熊野(クマノ)浦に來り、更に其製造の術を島民金兵衞に授けて去る、薩陰進史曰「天文十三年、西洋波杜瓦爾國商船、泊大隅海上種島、始傳鐵砲、島主時堯獲其術、何氏兵錄云、中國原無鳥銃、傳自倭夷、得之、與各種兵器不同、利能洞甲、射能中、弓矢勿及、經國雄略云、鳥銃傳自倭夷、十發九中、卽飛鳥皆可射落、因是得名」と見ゆ。○今按に海東諸國記に「己丑年、(我文明元)遣使來朝、書稱薩州內、種島太守吉國」とあり、吉國は當時の島主なるべし、天文十二年、(西曆千五百四十三年)鐵砲傳來の事は、ピント紀行并に鐵砲傳來記に見ゆ、明の海客五峯の船に搭載して至る、ピントは大友義鑑の招きにより、種子島より豐後へ赴き布教す、耶蘇教之より初めて本邦に行はる。

(種島)

熊(クマ)毛(ケ)郷

(國上)

和名抄、熊毛郡熊毛郷。○今北種子(キタタネ)村なるべし、大字國上(クニカミ)に熊毛神社あり、國上は本島の北端にして、小港灣あり、浦田と呼ぶ、浦田明神は卽熊毛□なり、此地を國上と呼ぶも、國神の義にや。地理纂考云、浦田明神は、古老の傳說に、昔彥火々出見尊、海宮より還御の時、此島に□收の道を開かれしに因て、種子島と號け、神社を創建せしと云ふ、按するに此は大穴持少彥名神を誤り傳へたるにて、出雲風土記に「飯石郡多禰鄕者、所造天下大神、大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此所、故云種、神龜三年改字多禰」と見えたればなり、多褹島の名義、土人の說の如くにて

今種の字を用ふるは本書に合へる、古るを三百年以前より、島民ても大く[illegible]を信して日[illegible]宗に歸し、更に[illegible]の心なく、[illegible]へども信仰を加る事なかりしを、元文三年[illegible]

西之表（シノオモテ）（赤尾木）（馬毛島）

今[illegible]村[illegible]、國上の西南二里許、[illegible]小[illegible]港を赤尾木と呼ふ、[illegible]名港にして[illegible]。鹿兒島を距る六十三海里、赤尾木の西七海里に馬毛島あり、此島は山林のみにて、人の住止に[illegible]へざりし所なるが、明治六年、[illegible]にして牧畜の[illegible]地なるが如く、始めて牧[illegible]、[illegible]牛[illegible]息せりと云ふ、南北十六町東西八町、[illegible]の[illegible]する者多し。〇[illegible]志云、北種子村の西岸に、[illegible]日月状の港灣あり、人[illegible]其北濱岸に[illegible]比す、之を西之表（赤尾木）となす、人口三千五百餘、安永二年、[illegible]して此港に至る、時に[illegible]仁[illegible]てふものの詩に曰く

赤尾[illegible]木月[illegible]、南[illegible]石[illegible]方[illegible]、山居自[illegible]人[illegible]、[illegible]名利[illegible]、

本島民は[illegible]するに[illegible]る[illegible]海中に住するにも[illegible]ず、男女共に[illegible]にして、[illegible]なり。

野間（ノマ）（熊毛郡）（[illegible]）

今中種子村と云ふ、本島の中央にして、東岸に大字野間、油久、[illegible]等あり、此[illegible]を[illegible]と呼ぶ。野間は[illegible]島[illegible]の[illegible]地にして、和名抄、阿枚、[illegible]毛の二郷は[illegible]管なりしごとし、續紀、天平五年、[illegible]少[illegible]外從八位上[illegible]、九百六十九人[illegible]姓[illegible]見ゆ、九百六十九人の[illegible]、當時の[illegible]を想ふに足らん。

百[illegible]云、[illegible]は種子島の[illegible]村にあり、[illegible]に臨む、[illegible]中平[illegible]、[illegible]を出て[illegible]行一里、大小の石[illegible]、[illegible]高低、[illegible]にして、[illegible]を[illegible]すれば、[illegible]を[illegible]へ[illegible]、[illegible]前岸に至れば、大[illegible]の下[illegible]あり、[illegible]のつから[illegible]、[illegible]時にその中を[illegible]す、[illegible]、實に鬼[illegible]の[illegible]といふべし。〇地理纂考云、[illegible]野[illegible]は種子島氏十世、左近將監[illegible]時、大神を崇敬して、紀伊國に詣て（[illegible]年中）、[illegible]の[illegible]なる一小石を拾ひて歸り、[illegible]に祭めて當社を建立す、其石年を經るに從ひ漸漸に大きになり、今は石高四尺七寸、横[illegible]三尺二寸、厚さ一尺四寸許、兒石（コイシ）を生ずる事十一に及べり、さて其中なる一石を、鹿兒島なる別館に置くに又一子を生ず、又此所の海岸に、數十町[illegible]を築ける如く、[illegible]して、自然に[illegible]を[illegible]高きを増す、島民相傳へて海童神の[illegible]す所なりと云ふ。

阿枚郷（アヒラ）

和名抄、[illegible]毛郡阿枚郷。〇今詳ならず、或は云ふ南種子村に大字平山（ヒラヤマ）あり、阿枚山の上略にやと。

幸毛郷（サキケ）

和名抄、熊毛郡幸毛郷。〇今詳ならず、サキケをよむにや。

茎永（クキナガ）

今南種子村と亦ふ、本島の南部にして、東岸に[illegible]す、西之表を距る凡九里とす、南種子の[illegible]角を門倉と云ふ、屋久島に對す。

屋久島（ヤク）（益救郡）（馭謨郡）

種子島の西南十海里に在り、方六里、島[illegible]を八重（ハヘ）と呼ぶ、地[illegible]之に從ひ、圓錐形を爲す、今上屋久（宮之浦）下屋久（尾之間）の二村に分つ、戸數一千二百、人口一萬餘。

屋久は古史に[illegible]、[illegible]は[illegible]に作り、或は之を以て南島（ナンタウ）の總稱と[illegible]せり、國郡制定の[illegible]、多[illegible]島に屬し、屋久島に益[illegible]の二郡を置かる、續紀、天平五年、益[illegible]郡大領加[illegible]等一百三十六人、[illegible]直姓を見ゆるも此なり。天長五年、益救郡を[illegible]に併せ、一島一郡と爲る、中世は郡名を失ひ、[illegible]五百町と[illegible]せらるゝは、屋久を[illegible]たる大[illegible]なるべし。其後種子島氏の[illegible]管と爲り、近代に至り[illegible]の名を復せしも、明治二十九年[illegible]止し、[illegible]毛郡に入る、[illegible]は和名抄五年[illegible]

百[illegible]考云、屋久島は北島[illegible]一[illegible]を成し、[illegible]、[illegible]立、青[illegible]、[illegible]るが如く[illegible]るが如く、是を呼て八重[illegible]、[illegible]はいへり、六[illegible]の[illegible]を[illegible]なり、[illegible]の[illegible]を[illegible]へ、[illegible]の間より[illegible]して[illegible]、上天に入るが如きに、[illegible]頂に[illegible]を成し、[illegible]を[illegible]り、[illegible]むこと極めて[illegible]なり。〇續紀、天平[illegible]六年、[illegible]、入[illegible]、[illegible]二月廿七日、[illegible]益久島、[illegible]後、[illegible]、[illegible]紀伊國[illegible]、又[illegible]記曰、[illegible]、[illegible]貝、[illegible]西[illegible]屋久島、[illegible]所[illegible]也、[illegible]色[illegible]曰、[illegible]貝、[illegible]屋久[illegible]、[illegible]貝、[illegible]和名抄、[illegible]屋久島、[illegible]、今大[illegible]之[illegible]にも此貝[illegible]を産するを思へば、琉球に限らず南海[illegible]は云も更なり、屋久島にも往古[illegible]し[illegible]なし、然らざれば和名抄に「西海在屋久島[illegible]也」なと[illegible]に記すべけんや、屋久島の産なるが故に、名を得たらむも知るべからず、又本草[illegible]は[illegible]を屋久貝と[illegible]し、此島の産なり、今[illegible]りて夜光（ヤコウ）と呼ぶとあり、按ずるに屋久貝は即螺鈿にして、俗に青貝と呼ぶ[illegible]子に「[illegible]上人かはるの[illegible]取りて、[illegible]は夜句貝と云もの、男子達[illegible]てあるを、御前に女ぞ出て取る」云々と見ゆる者是也、「地理纂考」〇西遊雜記云、屋久島は[illegible]島にて、名産には杉の木を第一とし、[illegible]の木、[illegible]大よし、島の風俗は上世のかた残りて、島人[illegible]のごとくに[illegible]のもの多く、なかばは琉球の風俗と、人類學會雜誌云、屋久島は古生紀の島にして、下村大字[illegible]生と稱する所に、[illegible]を得たることあり、土人は云ふ所々にこれありと、其石質は[illegible]を[illegible]成する[illegible]及び[illegible]なり、

宮之浦（ミヤノウラ）

今一湊と合同し、上屋久村と云ふ、島の北岸にして、益救神社此に在り、此[illegible]は延喜式、大隅國馭謨郡益救神社一座小と[illegible]し、土人は一[illegible]権

現、又は須久比の神と稱す、貞享元年再修して、島の鎭守と爲す。

一湊（イッソウ） 宮之浦の西を一湊と呼ぶ、本島の港頭とす。水路志云、一湊は屋久島の北西側に[illegible]入極めて淺く、口は北西に面す、灣の西方永田（ナガタ）御崎に燈臺あり、水面上二百尺、晴天光達二十一海里、水深二十七尋乃至十一尋、北西風には濤浪あり。

(一湊)(永田)

八重嶽（ヤヘ）

屋久の島山の總名なり、三[illegible]特起す、宮之浦（ミヤノウラ）嶽直立六千三百餘尺、永田（ナガタ）嶽直立四千二百尺、栗生（クリフ）嶽直立六千二百五十尺、其頂上四時雪を戴き、海上數十里の外にして之を望見すべし。此島は古生層に成り、其中[illegible]は迸發岩に成る、狀地質[illegible]に詳なり。地理纂考云、屋久の一島相環て皆山なり、八重嶽とは一峰の名にあらず、[illegible]峰[illegible]重せるが故に云るなり、[illegible]樹緑杉相連りて、更に隙間なし、一山を登れば更に一山あり、一峯を越れば更に一峯あり、其間深山幽谷なり、和漢三才圖會に、境[illegible]及屋久島、黄楊木[illegible]、文[illegible]也、豆州三倉島之[illegible]次之、土佐日向阿波又次之、兩色[illegible]黄、不正黄色、今も名産とす、凡八重嶽の山中[illegible]多かる中にも、杉を屋久島第一の名産とす、其[illegible]堅密にして、油多く、文理[illegible]し、大きなるは故に[illegible]して、其幅二間許なるもあり、年々其實落て、山谷の自然に生ずるゆゑに、伐るとも盡る事なし、島民此を平木（ヒラキ）に割て官に納め、また己が產業とす、往古島民杉を[illegible]木と稱し、更に伐取る事なかりしを、寛永年中、如竹上人其材の捨れたるを惜み、諸に官[illegible]を得て伐る事を[illegible]む、因て島民始て杉を伐りしとぞ。○西[illegible]考云、[illegible]杜[illegible]は屋久島の山中六七里の絕頂に在り、一柱特起して蒼天に入り、下に天然の[illegible]あり（下屋久の安房に屬す、高三十三尋、土人[illegible]神と呼ふもの是也）

安房（アンボ）

今下屋久村の大字にして、島の東岸に在り、一に粟穗（アハホ）に作る、安房川は八重嶽[illegible]に[illegible]にして、長三里、其海口に舟を泊すべし。

本佛寺（ホンブツ）

安房の法華[illegible]にして、[illegible]如竹の墓あり、如竹諱日章、安房の農民の子なり、幼にして本佛寺に入り、長して京師に[illegible]き、本能寺に寓す、如竹好みて[illegible]書を讀み、諸侯に重んぜらる、室鳩巣如竹翁傳に曰く、如竹散人は南海[illegible]島の人、島中[illegible]工の子なりと。○地理纂考云、如竹京師に上り、[illegible]の家法和點（寛永元年梓行）文之點の四書新註（寛永二年梓行）周易[illegible]（寛永四年梓行）及び文之著述の南浦文集（寛永六年梓行）破[illegible]論[illegible]問答等の點を作りて梓行す、既にして屋久島に歸り、寛永九年琉球に渡る、琉球王如竹を師とす、此時琉球いまだ文教[illegible]けず、[illegible]書を讀む事、漢音にして和訓を知らず、如竹文之點の四書を與へ、始めて和訓を知るといふ、三年にして屋久島に歸り、[illegible]を施して島民を賑はす、斯て寛永十七年島津光久如竹を城下に呼び、祿三百石を與へて講[illegible]を聞く、鹿兒島に留る事多年にして、屋久島に歸り、明曆元年、八十六歲にて死す。

仲秋

[illegible]清[illegible]三五秋、天涯萬里[illegible]周[illegible]、呼童相對[illegible]京洛、昔日心知共上樓、

[illegible]甲氏[illegible]、其號[illegible]、日州[illegible]仁院志有志人也、其爲人也[illegible]好學、[illegible]、先是五六年間、遠[illegible]海、[illegible]學[illegible]島[illegible]、其志在[illegible]朱子四書新註之[illegible]、[illegible]不[illegible]其[illegible]、[illegible]其志之不遂也、不得[illegible]日、[illegible]道[illegible]年、其[illegible]、[illegible]官[illegible]、至於[illegible]府、[illegible]之[illegible]、有[illegible]之[illegible]、[illegible]歸海島、[illegible]病安否、再見[illegible]、茲[illegible]平[illegible]、而[illegible]府之行、[illegible]亦約[illegible]府、而今[illegible]歸府、[illegible]別之[illegible]不少矣、[illegible]非[illegible]之[illegible]、而豈[illegible]乎、[illegible]野詩一絕、述[illegible]之所之、[illegible]行色云爾、

[illegible]春、天涯萬里[illegible]、[illegible]下[illegible]、再會難期哀老身、

正保乙酉春日　　如竹散人　再拜

尾野間（ノアヒダ）

今下屋久村の大字なり、島の南岸にして、此地に温泉湧出す、岩隙より噴吐し、礬臭を帶ぶ、其[illegible]頗[illegible]なりと云ふ、島民の浴澡する所也、近傍所々に泉池ありて、平内（ヒラウチ）、湯泊（ユトマリ）など稱名あり。

信有郷（シヌ）

和名抄、馭謨郡信有郷。○今詳ならず。訓はシヌウなるべし。

謨賢郷（ムサカ）

和名抄、馭謨郡謨賢郷。○今詳ならず。訓も知れず。

口永良部島（クチノエラボ）

今上屋久村に屬す、永田燈明臺の西方凡七海里にある一島なり、東西三里南北一里、戶數一百、島の地質は全く噴出岩より成り、七島火山の脈にあたる。○口永良部とは奄美の永良部に對比せる名目にして、此島より以南、寶七島に沿ひ、奄美琉球に航走する海路を、七島灘又は奄美津（アマミツ）の門（ト）と呼ぶ、此航路は近年の海圖に、大島海峽と標し、即日本海流（黑潮）と標する者と其方位相交叉し、該海潮を橫絕す。水路志云、口永良部灣は、島の南岸にある一灣にして、水深[illegible]く[illegible]錨泊せ[illegible]るに足る、其灣口は南西に面し、水深廿尋乃至四尋、此灣を除く外は、皆小灣小舟を容るゝに過ぎず、九州と大島との間に於ける避難所は、此灣と一湊（イッソウ）あるのみ、此灣は能く北西風を避け、屋久の一湊は能く南東風を[illegible]、故に天氣を察して、此二灣を利用すべし、島[illegible]は高さ七百米突[illegible]

大島郡

大島郡（オホシマ）

熊毛郡種子屋久二島の西南なる群島、海上三百海里に亘りて、沖繩に至るものを、大島郡と爲す、硫黄島、口七島、奄美島の三區分あり、今島司を奄美に置き之を治む。

大島郡の名は、明治十二年[illegible]之を建つ、[illegible]奄美大島を沖繩より別異したる也、明治二十九年、更に薩州川邊郡に屬せる硫黄三島、口七島を本郡に併せらる。

——[illegible]——

硫黄島（イワウ）

[illegible]口に南西、三十海里島、周は七百六十米突に過ぎず、東は竹島と相並び、其西方なる[illegible]を併せ川邊三島と稱し、舊川邊郡に屬せり、明治廿九年、大島郡の所管と爲る、鹿兒島を距る六十海里。

硫黄島は川邊郡の正南三十二海里に位置し、東西五十町、南北二十五町、戸數五十あり、硫黄嶽其東偏に聳つ、高二千四百餘尺、噴々に湯煙を吐き火孔あり、人家は南岸に在りて、男子は[illegible]、[illegible]釣を常業とし[illegible]を專一とす」に從事す、地理纂考云、此島古來硫黄を産す、延喜式、太宰府別貢とある者は即此島の産なり、平家物語、此島を鬼界島に作る、千載集、沖小島に作る、按に和名抄「流黄、和名由乃阿和（ユノアワ）、和[illegible]油王」本草和名「石流黄、和名由乃阿加、生太山谷」又[illegible]年鑑にユリウガ島といひ、[illegible]の本に三十六島とあり、[illegible]田[illegible]侯が三十ヶ條の貴書に注釋を加ふ、イリウガ島とあり、本草綱目「引呉普云、石流黄生南海琉球國山中、硫黄赤色者佳」とあり、是琉球人此物を[illegible]土に渡せるか、かく記せしなら、又鬼界島といへるは、小野大臣[illegible]より出たり、今島人皆[illegible]の字を用ひ、[illegible]硫黄は[illegible]小[illegible]と黄なる故なれば[illegible]、[illegible]の白[illegible]云、硫黄島は[illegible]ともいふ、治承[illegible]、[illegible]、丹[illegible]、[illegible]都が流され、[illegible]人同じ島にはあらざれど、後には此硫黄島にのみありしにや、康頼[illegible]京を[illegible]りて、此に[illegible]社を建てたりと、[illegible]物集七巻は、康頼が[illegible]に[illegible]京に歸りて後書著せり、第一巻に、治承元年の秋の比、薩摩の國の島を出て、同二年の春ふたゝび帝里に歸りて、後[illegible]の[illegible]にまうでゝ書出たり、されば[illegible]のみ[illegible]この島に留りぬ、足摺石及びその墳墓など今猶遺れり。

さつまかた沖の小島にわれありと親にはつけよ八重の潮風、（千載集）　康頼

硫黄島に今[illegible]体[illegible]して崇むる所の小祠あり、世に傳ふる[illegible]大臣[illegible]の故事に因むにや、[illegible]は[illegible]相近し、神社啓蒙に[illegible]の[illegible]の地を、硫黄島即鬼界島なりと曰へり、往時南[illegible]交通の此の使船、[illegible]南島に[illegible]到せること國史に見ゆれば、其邂逅なりしと想はるれど、未確説を聞かず、地理纂考云、源平盛衰記に「肥前國より鬼界島へ渡り、硫黄を取て歸る商賈の便船」云々とある鬼界は此島なり、硫黄の上品を[illegible]の目、次類の目といふ、製法を經ずして直に用ふべし、池より自然に吹出して下に滴れるなり、故に方言吹出しと云ふ、又此二種の外に粗硫黄あり、製法を以て用ふ、石に付るを上とし、沙に付るを中とし、土に付るを下とす。

鬼界島（キカイ）

鬼界は一に貴海貴賀井に作り、南島（ナンタウ）の名稱なれど、其指す所は太だ明瞭ならず。皇朝史略に「按、[illegible]本平家物語云、[illegible]島有十二島、五島日本所屬、餘未[illegible]、所謂[illegible]島、琉黄、永良部、沖繩之類、總稱曰鬼界島、保元物語云、[illegible]保元乱後、流伊豆大島、於是[illegible]、及三宅、八丈、美計、奥五島、[illegible]其稱稅、暴[illegible]、[illegible]一[illegible]、世[illegible]島、[illegible]以[illegible]土人、後以一人[illegible]、[illegible]云、[illegible]人之國、[illegible]行[illegible]、[illegible]人之地、[illegible]此、古者[illegible]島、[illegible]可[illegible]、[illegible]天王、[illegible]之子、亦可以

證也」と論ず、沖繩志には「[illegible]三年、[illegible]、四年太宰府[illegible]界島、追捕南[illegible]」と述ぶ、此[illegible]事は日本紀略に本つくものにて、原書に

長德四年九月十四日、太宰府言上、下知貴賀（キガ）島、追捕[illegible]由、

とありて、貴賀とも曰へしを知る、其[illegible]は當時[illegible]の管内なりければ、[illegible]方とも呼ぶ、[illegible]種子島の大隅の管内なるに對して、此稱ある、[illegible]本[illegible]平[illegible]記に、

薩摩方とは總名也、鬼界は十二の島なれや、五島七島と名附たり、端五島は日本に從へり、康頼法師をば五島の内ちとの島に捨、俊寛をば白石の島に棄けり、彼島には白鷺多くして石白し、故に白石の島と云、丹波少將をば奥七島の内、三の泊の北、硫黄島にぞ捨たりける、

此五島とは、今の川邊三島に宇治[illegible]島を加へたる數ならん、地形の上にて辨知すべし、從ひて七島とは寶七島にあたる。而て「三の泊の北、硫黄島」とは、硫黄の南に口永良部島ありて、泊埼の地名あるより推せば、三は口の誤なるを推知す、チトとは五島の中なれど、今其名を傳へず、後世[illegible]せるならん。平家物語にアコシキに作れるは、七島の[illegible]にして、二書[illegible]にす、白石島も今其名を傳へず。（白鷺とは眞の鷺にはあらで、信天翁のことたるべし）又、

長門本云、鬼界は十二の島なれば、口五島は日本に從へり、奥七島は我朝に從はず、白石、アコシキ、クロ島、琉黄島、阿世納、（一本阿世波）ヤクノ島、トホエラブ、オキナハ、鬼界島と云へり、口五島の内少將をば三ノトマリの北、硫黄島に捨[illegible]、[illegible]をばアコシキノ島、俊寛をば白石島にぞ捨置ける、彼島には白鷺多くして石[illegible]し、水の邊に至るまで淡白く見えていさぎよければ、白石島とは云ける也、

と、此に八島の名を擧くれど、其中に屋久[illegible]を混じたるは疑ふべし、問世納とあるは阿木荷の誤にて、奄美に同しかるべく、其準示する所固不明の憾あり、

此鬼界へはおほろげならでは人の通事もなし、島にも人は稀也、有る者も此土の人には似ず、身には毛長く生へ、色黒くして牛の如し、云事の葉も聞知ず、(長門本云、男とおぼしき者は、木の皮をはきて、たうさぎに、かきはねかしらと云物をし、女は木の皮に腰に巻たれ共、男女の形も見えわかず、髪はそらさまにおい上り、びんは夜叉に異ならず、偏に鬼のごとし云々)男は烏帽子もきず、女は髪もけづらず、木の皮を削てさねかつらにしたり、ひとへに鬼の如し、眼に遮る物は、燃上る火の色、耳に滿る物は[illegible]の音、肝心も消計なれば、一日片時堪て有べき心地せず、(長門本云、此島は十里の島なり、其地硫地にして、云々一説)[illegible]が山田も打ざれば米穀の類もなく、園の桑葉も取ざれば、絹布の類も稀也、(長門本云、島の中に高き山あり、峯には火燃、裾には雨降雷鳴隙なし、冥途に[illegible]きたるとも云り、實にことはりに過たり、云々)昔は鬼も住ければ、鬼界島とも名附たり今も硫黄の多ければ、硫黄島とぞ申ける。又曰、漫々たる萬里の渡、浦々島々漕過つゝ、心は強に急げども、滿來る潮に添ひ、吹立浪もあらうして、海上に日數を經、八月下旬の薩摩の地に着、(八月云々、平家諸本無)九月上旬(長門本作半過、餘本二十日比、云々)にぞ硫黄島には渡ける、島の者共が申けるは、此御棲より五十餘町を去て、一の瀧山あり、峯高して谷深し、其名を鬼岳と云、彼岳には鬼三郎殿と申神を崇奉り、岩殿と名附たり、此島に猛火燃に燃出て、殊に熱くたへかたき時は、樣々の供物を捧て祈り祭れば、火靜り風のどかに吹て、自安堵すとぞ語ける、少將是を聞て、係る猛火の山、鬼人の住所にも、神と云事の侍にこそ宜へば、地の下五百由旬に有り、鬼類の栖として、猛火の中に侍り、其にたも十王と名附て、十體の神床を並て住給へり、況此島の扶桑神國の内の島なれば、鬼三郎殿もなぞか住給はざらん、(參考本源平盛衰記)○(幣原氏南島沿革史論云、今硫黄島には、康頼俊寛の事蹟を傳へず、獨り硫黄島に多く三人の遺蹟を存し、殊に長濱村御前三社明神社は、三人を合祀せりと曰へり、此三人は初め三島に分流せられしならむを、後遂に硫黄島に相會集したる也、平家物語に俊寛一人も、硫黄が島へたどり着きて、一所に幷び居れる由載せたり)

([illegible]貴)

次に東鑑に貴賀井島征伐の事あり、文治三年九月、所衆(宇都宮所衆)信房依御使、下向鎮西、是天野藤内遠景、相共可追討貴賀井島之旨、依有[illegible]、件島者、古来無[illegible]之者、而平家在世之時、[illegible]國住人、阿多平權守忠景、依[illegible]勅勘、遁[illegible]子件島之間、[illegible]追討之、遣筑後守家貞、雖[illegible]、遂及數度、終不[illegible]、[illegible]、今度同意鎮州之者、[illegible]之由、依有御[illegible]、有此儀、又去年河邊平太通綱、到件島之由、[illegible]之間、所召[illegible]給也、遠景元來在鎮西、云云と、此征伐の目的たりし島嶼が、川邊平氏の[illegible]する所たるをおもへば、其五島七島を指したるや亦明白とす。(後世此諸島に平民の遺民と傳ふるは、即川邊平氏の餘類たり、俗説之を壇浦の敗將[illegible]と爲すは例の附會のみ)猶其征伐の次第を按するに、同四年二月、遠景去月狀、自鎮西參着、去年冬、令郎從等、渡貴賀井島、[illegible]形勢訖、令追討之條、定不可有子細、但當時[illegible]御家人等、不一揆之間、頗以無勢、而今被下御[illegible]者、云々、所衆信房、自身可渡海之旨、殊結構、然而遠景加[illegible]止之間、遣[illegible]等、[illegible]之由、[illegible]之、此事兼日、風聞于京都、仍自[illegible]家、有被[illegible]申之旨、降

(井貫貴)

伏三韓者、上古事也、至末代者、非人力之所可覃、彼島境者、日域太口、難測其故實、云々、三月、所衆信房、去月之比、自鎮西進書狀、貴賀井渡事、條々言上、去年依寛得件島形勢、海路次第、令書圖之、就覽是、爲難儀之由、諸人依奉諷詞、頗雖思食止、御覽彼繪圖之後、強不可費人力歟之由、更思食立、云々とありて、文治三年の春には征伐の師を發せしを見る、其詳狀は缺畧したりと雖、三月の條下に「此事信房殊竭大功之間、今日所被加賞也」とあるによれば、計畫の如く全く五島七島を征服したりと見て可也。蓋此鬼界の諸島が、薩州河邊郡の管内に入りしは、如是の因由に出て、大隅の種子島と相並びながら、相分れて混同することなかりき、沖縄志に、紫[illegible]足利義詮の下文に、河邊郡同十六島の語あり、俗文之が爲に、耶嗣本是河邊郡と云ず、とあるも、此間の消息を證明するに似たり慶長十四年、奄美(アマミ)以南の諸島を併略するに至るまでは、鬼界十二島を以て、薩南の限極と爲し、耶嗣は其南に接すれば、河邊郡の附屬かのごとくにも想念したる也。

爾加委島(ジカヰ)

按に、齊明天皇紀、(重祚五年、遣唐使船、爾加委島に漂到することを見ゆ、南島の一地たるや明白なり。聖武天皇紀、天平勝寶五年阿兒奈波島(アジナハ)に遣唐使船の漂到せることありて、此に阿兒奈波は齋貴奈波(沖縄)(オキ)に同しきをおもへば、當時の語に兒字を漢音に假りオジナハと呼べる說言ありしを知り、且爾加委の爾も、ジに假りジカ井と音へる訛言ありしを見るべし。即清濁の差はあれど、Jikawi, Gikawi, Kikawi 即貴加井に同し、(爾字は我古書ににと發音せしむるを原則とす、然れども漢土の古音は Njir と云ふ如きものなりしならん、之を邦人は呉音 Ni、漢音 Ji と分化したり)其 Ji に使用せる例は、日向風土記逸文

俗語、謂栗爲區兒

さ得せ、我中古代にはリ音なシ音に訛ること、今も顯然たれば、所見はクンなり。又此轉音の例は近世琉球 Riu Kiu を俗音に Liu Kiu と唱ふるにて、古代言語の轉訛の狀を見るべし。隋書流求 Riu Kiu 一轉して夜邪久（隋書に見ゆ）Yaku となり、邪古（隋書に見ゆ）Jaku と爲り、又流求（琉球に同し）Riu Kiu と爲る、支那人の言法をして文字を填に當るは其常格也。我古書掖玖は當時の俗言を以て正書にして、支那にて之を流求と呼べるは、彼國人の俗を知るべし。然るに後世に至り、神州人は支那に做し、自家の國名をば當時の史籍に、當言のまゝ流求琉求と記されたるに依用し、之より琉球國を以て、一般の通稱と爲す、又日本の方言は、之をきて沖縄琉球を言る。此に於て我邦に正しく傳れる掖玖、屋久、益救と、外國に於て訛れる琉球は、全く別語の形狀を呈しつゝ、（恰も日本をジャパンが全く別語の形狀を呈するに同し）世に行はるゝこととなり、世人又深く此に顧慮せず、屋久は一の島名にのみ使用せられ、琉球は沖縄王國の總名に使用せられ、名實全く各二物に分離したり。

竹島（タケノ）　又竹岸島に作る、硫黄島の東六里、佐多岬の西南十八海里に位す、東西一里、南北半里、戸數三十餘、北岸に[illegible]、[illegible]と云ふは南岸にして、屋久島に對す、此島は滿山竹を生す、竹島の名之に因る、島嶺標高二百六十餘米突。

地理纂考云、孝德天皇紀に「白雉四年秋七月、被遣大唐使人高田根麻呂等、於薩麻之曲竹島之間、合船沒死、唯有五人、繫胸一板、流遇竹島、不知所計、五人之中、門部金、採竹爲筏、泊于神島、凡此五人、經六日六夜、而全不食飯」云々、薩麻之曲、竹島之間とは竹島と硫黄島黑島をいふ、山川[illegible]泊加世田の海に亘りて、廣く其中間の海門をいへるに似たり、神島何方とも知り難し、野間岳にも竹島の名あれば、竹島之門は加世田なる歟、又云、文化九年八月、竹島へ群鼠海をわたり來り、草木芋等の類、耕稼せるもの悉皆食ひつくされ、島民饑餓に及べり、此鼠七八年を經て漸く跡を絕ちたり。

黑島（クロ）　硫黄島の西二十餘海里に在り、同大の孤嶼にして、戸口亦比すべし、此兩島は皆新火山岩に成り、寶七島と同地質とす。

地理纂考云、黑島は海岸に石巖高く相連り、平沙灣曲なし、島中都て[illegible]重して、林木天を覆ひ、山色黑し、人家は磐石を削り、住宅させり、村落二ヶ所にあり、北にあるを大里といひ、西にあるを片泊と云ふ、瀧水を山間溪谷に引き、高下重々と水田を設けたり、然れ共其田にして收穫少し、此島小さしといへとも山林多く、屋久島の形狀に似たり。○薩藩舊記云、蒲池文書、

薩摩國河邊郡內黑島、郡司職事、以聞覺、如本所、被返附也、可存知其旨之由、依仰執達、如件

建武元年六月廿六日　　觀忍　奉

蒲千六郎左衛門入道殿

蒲千氏は、筑後の蒲池の一流なりとぞ。

七島（シチタウ）　寶七島の謂なり、屋久島の西南に排布する島群にして、謂ゆる霧島火山帶にあたり、悉皆火山岩に成る、奄美大島の西北に至りて盡く、皆川邊郡の所管なりしを以て、川邊七島と稱したりしが、明治二十九年、更に大島郡に編入せらる、詞人の謂はる「七洲三島接天陽」是なり。

白野氏七島問答云、七島は四十里にわたり、沖島（オキノシマ）を云ふ、又黑島硫黄島竹島あり、是を口三島（クチノサンタウ）と云ふ、沖七島と合せて、川邊十島と稱せり、近きものを口之島（クチ）と云ふ、口より南五里中島（ナカノ）あり、中より西九里に臥蛇島（ガハジヤ）あり、臥蛇に小[illegible]あり、[illegible]より東南八里に平島（タヒラ）あり、平より東五里諏訪瀨島（スハノセ）あり、諏より南七里惡石島（アクセキ）あり、惡より西南十八里寶島（タカラ）あり、寶に小寶島あり、[illegible]の建す所なり、寶より東十二里に小島あり、[illegible]と云ひ、又横當（ヨコアテ）と云ふ、[illegible]小を女島と云ふ、皆[illegible]に屬せり、七島灘（シチタウオキ）は寶[illegible]の航路に當り、口に[illegible]寶に終り、約七十里の[illegible]を云ふ、海洋の西方支那海より落るもの、[illegible]に至り大に激し、東に非常の東流を成す、南島誌に云ふ「七島其海[illegible]、常に東に向って落つ、是元史[illegible]所、[illegible]下って[illegible]ざるもの也」とある如く、商船の沖縄に航するもの、此際の危險を[illegible]め、其[illegible]に[illegible]し大河の[illegible]流するが如く、老手の梶子ありて能く之に適ひ得べからず、只[illegible]に之を横斷するを得べし、其之を横斷するや、潮[illegible]の追風を待ちて、南方に航するに、其[illegible]を西方に向け、以て其帆を横行さしむ、若過て其[illegible]に受けしめば、一瀉[illegible]十里二十里外に[illegible]す、島民の[illegible]ふる所によれば、元曆二年、平家一門悉壇浦に滅び、[illegible]有[illegible]行[illegible]の三人、遁て南海に漂蕩し、硫黄島に入り、凡三年を經て終に[illegible]に達し、三人三分して之に據り、川邊の諸島に入り、七島は是より平氏の避隱地となる、今七島の戸口百九十戸、九百人に滿たず、産物は松[illegible]、[illegible]、硫黄、砂糖等にして、此價三千圓、すべて寶の一島を以て、[illegible]七島の三分一を占む。（地理纂考云、往古七島の總名を吐火羅と云へり、吐火羅は則ち寶也、後世に至て七島中の一島の稱となれり、孝德天皇紀「白雉五年夏四月、吐火羅國男二人女二人、舍衞國女一人、被風流來于日向」齊明天皇紀「三年秋七月、覩貨邏國男二人女四人、漂泊于筑紫、言臣等初漂泊于海見島（アマミ）、乃以驛召、[illegible]人、[illegible]」五年三月、吐火羅人[illegible]本國、當[illegible]許之、[illegible]數十人、于西海之路」云々、天武紀「三年、吐火羅人及舍衞婦女、獻[illegible]」とある吐火羅も今の七島なりといへり、[illegible]するに「[illegible]

（臥蛇島）（惡石島）（七島沖）（吐火羅）（覩貨邏）

于本國、當[illegible]、[illegible]遠からぬ國なるをかく如く見ゆるを、[illegible]國の[illegible]志に「[illegible]大國、即吉[illegible]國也、在用[illegible]里」云々とありて、七島の[illegible]ほとりに同名の島をあかざれば、此事[illegible]ふべし、和[illegible]集には「さから島、[illegible]中に[illegible]見なり、日本紀に[illegible]火[illegible]に作る、中山傳信録に[illegible]に作る」[illegible]、大日本史、[illegible]火[illegible]國を出し、[illegible]國[illegible]にて、「[illegible]國[illegible]之所在」とあり。

(上[illegible])

清人周煌、[illegible]安[illegible]、[illegible]云、七島者、口島、中島、諏訪瀬島、[illegible]島、平島、寶島也、人[illegible]萬、[illegible]、國[illegible]、日本[illegible]、[illegible]倭也、然[illegible]人[illegible]之、[illegible]、[illegible]經[illegible]、恐[illegible]日本[illegible]、[illegible]稱、貢[illegible]也、[illegible]一[illegible]七島[illegible]、[illegible]、[illegible]七島也、今[illegible]、[illegible]、[illegible]七島入在其國、[illegible]一見[illegible]之[illegible]、琉球國[illegible]、[illegible]國人[illegible]之[illegible]、中山傳信錄[illegible]、大島、[illegible]島、[illegible]上[illegible]、[illegible]人[illegible]之、[illegible]六世[illegible]、此外[illegible]七島[illegible]

地[illegible]云、七島[illegible]は世に七島[illegible]、七島[illegible]計と稱せり、(此二島は七島中[illegible]上とす)七島土人は[illegible]を以て[illegible]、[illegible]、[illegible]も七島の名[illegible]、[illegible]に七島[illegible]、[illegible]式、[illegible]器[illegible]枚、[illegible]なぞ見[illegible]るは、此島の[illegible]なるべし、[illegible]、昔[illegible]にて[illegible]には第一等品をつけたり、[illegible]などには[illegible]七島[illegible]、[illegible]は上品の標なり、いづれも[illegible]なくして、今も[illegible]にては琉球表のへりなし。

諏訪瀬島(スハセ)　七島中の大[illegible]にして、周[illegible]三里を[illegible]、[illegible]火山[illegible]、[illegible]、直立一千七百六十尺、七島中の高

(燃峰)

[illegible]なり、文化十年、此島に大噴火ありしより、住民其害を避けて他に移り、今に人家なし、俗に[illegible](モエミネ)とも唱ふ、海上より山[illegible]を望めば、煙常に騰上し、時に灰を十里の外に飛散せしむることあり、(鹿兒島を去る百三十海里)

寶島(タカラ)　七島の[illegible]島と稱し、戸數五十餘、周[illegible]二里二十町、田[illegible]の[illegible]を貢くるあり、島に二百六十米突[illegible]

七島問答云、寶島は地[illegible]大ならず[illegible]、人家七島に[illegible]たり、故には[illegible]島と稱呼する所以なり、此島に[illegible]有[illegible]、其故事を聞くに、島津[illegible]より[illegible]番官[illegible]に[illegible]き、文政七年甲申の歳七月八日、[illegible]一艘本島の海上に來り、[illegible]より[illegible]人二三十人[illegible]に上り、島中處々に鳥銃を[illegible]し、本船よりは時々大砲を放ち、我[illegible]之を怒り、異[illegible]を[illegible]して一人を[illegible]す、[illegible]人[illegible]牛三頭を[illegible]せ、[illegible]に[illegible]去り[illegible]、[illegible]此「トカラ」[illegible]原を按ずるに、[illegible]に作るものあり、今[illegible]に[illegible]、[illegible]トカラ[illegible]乳[illegible]、今本島[illegible]形[illegible]に似たり、又二所の鍾乳窟あり。

寶海峽　一に土[illegible]海峽に作る、方俗には專ら七島灘[illegible]と稱す、屋久島[illegible]南[illegible]島に至る海洋是なり、古名[illegible]と云ふ。

大[illegible]云、土[illegible]海峽(一名大島海峽)は大隅海峽に比す[illegible]、常に好天氣[illegible]して[illegible]なし、[illegible]正南又は西南西[illegible]、其[illegible]て流し、[illegible]五節の速力を以て[illegible]、[illegible]九州以東に往くする[illegible]は、これを[illegible]、[illegible]島を[illegible]、[illegible]間[illegible]なり、[illegible]久は[illegible]の[illegible]島山にして、實に好目標たり。

奄美島(アマミ)　奄美は[illegible]に作る、大[illegible]の首島にして、今[illegible]大島と呼ぶ、七島[illegible]の南に在り、

([illegible])

鹿兒島を[illegible]る二百[illegible]里、[illegible]南に[illegible]して、直に沖繩に至る。本島は長十五里、橫[illegible]は七里、狹きは二三里、

(大島)

南西岸に近接して[illegible]島(カケロマ)あり、[illegible]島[illegible]地[illegible]生[illegible]の[illegible]造に係る、其[illegible]は七百米突許。

地誌提要云、奄美大島は東に喜界島、南に[illegible]之島、永良部島、與論島、共に五島、其間小[illegible]し、大小總て十餘島、北緯二十七度一分(與論島)より、二十八度三拾一分に至り、西經九度四十六分(喜界ヶ島)より一十一度二十二分(與論島)に至る、大島五島の首に至り、地[illegible]、山[illegible]、[illegible]高[illegible]、山[illegible]東北に[illegible]り、島內に[illegible]し、北[illegible]東[illegible]なり、[illegible]相[illegible]、[illegible]に宜し、諸島[illegible]土大[illegible]琉球に同じく、夏涼冬暖、草木[illegible]茂す、民俗[illegible]なり、大島は[illegible]古の奄美(アマミ)にして、琉球國[illegible]基の地たり、天武天皇十一年、阿麻美人始て入朝[illegible]し、[illegible]後往[illegible]絶[illegible]ず、文永三年、琉球に入[illegible]し、[illegible]に其[illegible]となる、慶長十四年、島津家久琉球を[illegible]て之を取り、[illegible]等[illegible]島と共に、[illegible]の所管に歸す、王[illegible]新、[illegible]島縣に[illegible]し、治所を大島名瀬に置き、以て諸[illegible]を管す。

(阿麻美)

大路志云、奄美大島、北東[illegible]長[illegible]里、加計呂麻島は本島の南西岸と[illegible]に[illegible]せる海峽を、大島海峽といふ、[illegible]して[illegible]をなし、其[illegible]指すべきもの、笠利(カサリ)[illegible]、名瀬(ナセ)[illegible]、[illegible](ヤキウチ)[illegible]、大島海峽內の諸灣とす、岸[illegible]は大[illegible]陡[illegible]にして陸[illegible]なり、島の西端[illegible]津高埼に[illegible]を建つ、[illegible]上約四三六[illegible]、[illegible]達頭[illegible]二十海里。

(加計呂麻島)

名瀬(ナセ)　大島北[illegible]の[illegible]邑にして、名[illegible]方と云ふ、(方とは間切に同じ、區劃の謂なり)金久(カネク)村を其首村とし、今大島の島廳此に在り、其[illegible]を大[illegible](デクモ)とも呼ぶ、

(金久)

大路志云、名瀬[illegible]は北方に開き、[illegible]浪に[illegible]るも[illegible]し、又港の東岸に一小[illegible]あり、[illegible]の泊地に[illegible]、其[illegible]に村落あり、大[illegible](ゴモ)村と曰ふ、本島と主村なり、人口凡二四〇〇餘、島廳あり。

(慈久)(東方)

[illegible]、大和濱、住用、古見、瀬名、龍郷、笠利、赤木名、東、西、實久、渡連の十二方に分ち、其南なる[illegible]島を[illegible]方と稱す、笠利は島の東北端にして港灣を有す、字[illegible]內[illegible]、西方の久[illegible]共に良泊所と稱す、(屋島見より久慈まで二百海里、久慈より沖縄那覇港まで百[illegible]里)[illegible]等は此島附屬の大邑なり、赤木名は島の西北岸に在り、近年此に石斧十餘箇を發見した[illegible]、大[illegible]は砂糖の產地なり、相傳ふ、[illegible]年中、字[illegible]方の人、直川智、琉球渡航の際、暴風に遭ひ支那の或る地方へ吹き流されたり、[illegible]の間[illegible]を[illegible]て歸り、始て之を大和濱方へ栽植す、是れ本邦製糖の始めなり。(大日本農史、產業事蹟)

喜界島　大島の東方の小島の東十五海里に在り、方二里に滿たず、灣村、早町の二灣あり、古史に貴賀井または鬼界[illegible]南島なれど、今の此島を指せるにはあらじ、其他同書に見ゆ、明人の書に奇住につくれり。

徳之島　大島の南に在り、南北五里、東西三里、島峯は六百七十餘米突、東、面縄、西目の三間切に分ち、北東岸に[illegible]村あり、其西に井之川[illegible]、[illegible]は一島の首里なり、[illegible]文武紀に見ゆる度感人は本島民ならんと。

沖永良部島　[illegible]之島の南西に在り、其首里を和泊と云ふ、方六里に滿たざる[illegible]なり、[illegible]永良部に對し、沖の[illegible]、明人の書に[illegible]に作る。

與論島　沖永良部の南なる一島にして、方一里に滿たず、[illegible]、[illegible]國頭崎と相望み、距離十海里許、明人の書に繇奴につくれり。

日本書紀[illegible]云、南島は[illegible]國人國附近の島嶼より起り、大小の群山、[illegible]に歸る、其招撫來屬の事蹟、尋ぬべきもの、推古帝の朝に始まる、然れども其地[illegible]人物の[illegible]せば、流求以北の諸島は、必定[illegible]に[illegible]く[illegible]通せること、必しも文獻に徵せずして明なり、推古紀に掖玖人見ゆ、隋書に流求國と稱するは、蓋掖玖の轉唱のみ、又夷邪久に作る、續紀考證「坂氏曰、夜久唐音ウエキー、今薩摩語、謂琉球、曰リエキー、則夜久琉球、蓋一音之轉」云々、また唐書に邪古とあり、皆同し、凡流求(即夜久)は論して之を二種と爲し、一を大流求、一を小流求と謂ふべし、地[illegible]自區分あり、大流求は即古史に概稱して掖久人、若しは多禰國とも曰へる者にして、其[illegible]國を奄美と爲す、其諸島後世分れて多禰(種子島)掖玖(屋久島)奄美(大島)度感(寶七島、一說德島)沖繩(浮沫また阿兒奈波、屋其惹)信覺(石垣、即先島を總ぶ)球美(久米)等と爲る、又[illegible]の島名あり、貴賀井貴海の名恐くは此に出づ、小流求は今の臺灣なり、大陸閩越の地に近しと雖、島夷未[illegible]、[illegible]世化服する所なし、故に本朝に通せずと雖、我使舶の[illegible]に往還せるより、初めて之を知り、其地に流求に沖接するを以て、或は混て小流求と喚び、或は誤りて同一と做すに至る、而も小流求の民、虎性往々啖人の事ありしより、世之を怖れ[illegible]人の稱(連想)起り、大小二部に通して指目せらる。(琉球國事略云、慶長年中、本朝の[illegible]國に在りて、其風土を記せる書(袋中が神道記)どもを按ずるに、此國の初め一男一女化生す、其男をシネリキユと云ひ、其女をアマミキユと云ふ(沖繩志曰、男名志仁禮久、女名阿摩彌姑)云々。

天みこの御神天降りめしやうち造る島國や世々に榮ゆる、　沖繩作田節の歌

(度感)

薩摩國

薩摩國　肥後の南、大隅の西南にして、其東北の一面を[illegible]くの外、皆[illegible]に[illegible]せらる、[illegible]大別して、川內河の溪谷、幷に阿多半島(薩摩半島とも云ふべし)の二區となすべし。前者は北に在り、川內河、大隅日向肥後の[illegible]なる山間に發し、西南流して外洋に向ふ、出水薩摩の二郡は之に屬す、後者は其南に接し、一大半島狀を成し、西南は外洋に、東面は[illegible]に限らる。今六郡に分ち、(伊佐郡は近年本國に屬すれど、[illegible]上[illegible]は、之を大隅國に[illegible]すべし、故に本誌之を薩摩より[illegible]く)[illegible]百九十方里、人口若干、甑島[illegible]島等之に屬し、[illegible]一國となす
本州は上古日向大隅と[illegible]、總名[illegible]日向國と稱し、中世に至るも[illegible]國の[illegible]、[illegible]蠻[illegible]なりしと雖、神武帝東征の後、王化[illegible]にあまねきを得ず、其民[illegible]結合して、隼人の一部種を生ず、隼人に薩摩、大隅、日向、多[illegible]の四種ありて、薩摩隼人中、又[illegible]、[illegible]等の別あり、[illegible]地方を以て相別[illegible]せる者とす、[illegible]、二國一島(多禰島)に分ちしも、[illegible]、政治尙[illegible]に依れり、其實隼人國、[illegible]に見ゆるなし(地理[illegible]云、太古薩摩の方域を吾田國と云ひ、吾田の名は今も阿多郡に遺れり、其國都[illegible]を接するに、續紀、大寶二年四月の[illegible]に、筑紫七國とあれば、此時薩摩國なかりし也、同年八月に至り「薩摩多禰、隔化[illegible]命、於是發兵征討、遂校戶置吏焉」と見え、又「討薩摩隼人軍士、授勲各有差」とありて、十月「[illegible]國司等言、[illegible]國內要害之地、建柵

置戎守之、許焉」とある唱更國の下に、原註、今薩摩國也と云へり、建置の明文なけれど此際に定まれる事想ふべし、同紀、和銅二年六月「勅自率已下、至于品官、事力半減、唯薩摩多褹兩國司、及國師僧等、不在減例、」十月薩摩隼人郡司以下、一百八十八人入朝、徴諸國騎兵五百人、以備威儀也」とあるにて、國郡の建置明白とす、さて薩摩の號は、孝德天皇紀に薩麻之曲竹島間と見えたるが始にて、續紀文武天皇四年條に薩末比賣久賣、また萬葉集に隼人の薩摩の迫門などあるを思へば、太古より今の薩摩國の方域の總名なりけむ、さるを國號を阿多國、隼人國などゝ云へるに隨ひ、固よりの名は失せて、僅に諸所に遺りしを、建國に就て、舊名を國號に取られけむ、さて薩摩とは幸島の約言にて、太古よりの名なる事論なし、白尾國柱曰「薩摩幸島也、取諸天孫紀、所謂山幸海幸義、萬葉集有薩男薩人弓薩矢等稱、皆就其武獵而言、此乃出自山幸海幸之義矣」と、又其幸島と云ひし證は、東鑑建保五年の條に、薩摩國住人阿多平四郎源景と録せり、其島と云ふは陸にも海にもかけて、一區の稱りあるをば、島とは名つくと知るべし（今按、薩摩の名字の古書に見ゆるは、姓氏録「阿多御手犬養、火闌降命六世、薩摩若相長命也」また「額田部湯坐連、允恭天皇御世、被遣薩摩國、平隼人、復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇嘉之、賜額田部也」と見え、國造本紀には「薩摩國造、纏向日代朝（景行朝）代薩摩隼人等、鎭之、仁德朝代、日佐改爲直」と、日佐は長の義にして、薩摩隼人の酋長の姓とす。

薩摩國、延喜式に中管十三郡（通行本に阿多の一郡を脱し、十二と爲す）和名抄に散豆萬と註し、郡數同し、中世以降、島津莊并に諸院寺社領等の私田國内に充滿し、郡郷の古制已に敗る　建久八年の圖田帳世に傳へ、當時の狀勢を觀るに足る、

國中總圖田合、肆仟拾町漆段内
地頭掃部頭（中原親能）八十町　正八幡宮領
右衛門兵衛尉（惟宗忠久）貳千五百九十一町六段
千葉介（常胤）四百十一町二段　没官御領
佐女島四郎（宗家）二百十町四段　没官御領
一圓國領　二百十一町
方々權門寺社　五百六町五段

惟宗忠久は、島津御庄寄郡の地頭にして、及鎌倉の家人に列せられ、子孫與三國に繁榮す、島津氏是なり、戰國の頃貴久義久に至り、薩州兵力大に張り、遂に大友氏を逐ひ、豐後肥後を略し、九州を席卷して、覇を西海に稱したり、豐臣秀吉、德川家康は各一たび之を挫ちしも、仍其故封を存す、近代に及び、藩主重豪齊彬皆賢名あり、士民を警勵し、勇悍の風を存す、明治維新の際、多く文武の士を出す、彼れ七百年來西南材武の邦と稱するも、虚誇に非じ、西遊雜記云、島津侯八十萬石、其家臣は三箇國の餘外城と稱して、三百家つゝ、地方を食地として在郷し、小祿の士はみづから耕し、其地其郷に番頭ありて、月番を以て鹿兒島へ參勤することなり、國民鹿兒島をさして御所樣といふ、鹿兒島の言葉に郷を都城何々と稱す、都城、外城文字のかはるのみ、すべて薩州の武風を見るに、鎌倉の遺風ありてあしからず、其容貌土佐繪に寫せし侍のごとく、長き刀に、はぎも見ゆるやうなる短き袴にて、言語も國なまりにて解しがたく、いかにも古への武士は、かゝる風俗ならんと、賴母しき躰なり、秀吉公にこそ手もなく責めやぶられし事なれ、いづくのたたかひにても、薩州はねばり強くして、きたなき負はせず、士着の制尤其ことわりあるべし、百廿餘の外城にて士格凡三萬餘、五石取十石取も士着して、自分耕して作りどりにする時には、馬も養はれ自由に暮され、身体も大丈夫となりて、寒暑も粗食もいとはぬやうになるもの也、上方筋の武風は是に反して、賴母しからぬ風俗なり。○按に、西遊雜記は、寛政中の撰述なるが、中に又「本願寺門徒宗は當時禁制なり、秀吉公征伐の時、國内の門徒ども、上方勢の手引せしを以て、是より諸制にて之を禁ずる歟」と論す、然れども手引云々の說は、附會に過ぎず、凡本願寺門徒の、往時武家に忌まれしは、獨り薩州のみにあらず、後世に及び諸州の武家漸く嫌惡の情を減せるも、薩藩依然古風を保ちたるのみ、又明治維新の初め、本藩封内は佛寺僧院悉皆廢止し、公私貴賤葬祭の事は、一切神道に依準せしめたる事あり、亦他州に比例なき一變革なりき、而も今日は本願寺派の信者歸依頗多しと云ふ、風俗移動の情勢を探るへし（生田氏巡回日記云、薩摩大隅及日向之南部、屬舊鹿兒島藩治者、農家皆藩臣、殆如古昔兵農、盖其土地皆爲藩主所專占、藩課農民稼穡、收其租領、如他州所謂小作者、無典賣貸借之權、王政革新之後、猶仍舊慣、去年賊徒伏誅、始復人民私有之權、稍就恒產云、按舊府縣農民就其業、寛永中發令、禁賣買耕地、倘不得已典賣、必立年期、不得過十年、然其實皆時許賣買、於私有之實、無所少損也、余經各州、問其實例、里老或有絕不知此禁令者焉、然則藩府之禁、亦施行之於所屬地耳、非公令於天下也、蓋中古武門割據之時、以攻伐爲名譽、擧國力養兵士、不知培養民力、比々皆是、爾來傾覆割與、無有傳其家法於今日者、獨島津氏僻在邊陬、不罹兵燹之災、尚武力振士氣、爲諸藩之冠冕、豈不偉哉、然而三州之地雖大、魚鹽之利雖饒、歲入之額、固有定數、益是則損彼、亦自然之勢、故尚武則不得不厚兵士、厚兵士則不得不薄人民、然則其薄人民者非故意之也、嗚呼秦皇之坑儒生愚黔首、自有多少妙理、非儒門之所能解也。）

薩摩潟（サツマ）歌などに、薩南の海洋をばかく呼べり、殊に鹿兒島灣を指し薩摩潟なりとおもへるもあり、然れど平家物

なぞに至る薩摩潟は、全く薩摩方の心にて、大隅の方ならぬ義に出づ、而も之を海の潟にも云ひかけたるは、全く文辭の上のみにて、實地には其潟の存在するにあらず、方位も並に出て、、同音の因みにて、海潮の名にも轉ぜられし也。

(吾田灣)

吾田國（アタ） 今日薩摩國の南方の舊稱名にして、日置、鹿兒島、川邊、揖宿等に當り、其地形は半島を成す、されば此半島を吾田半島と稱すべく、其西面なる海灣(吹上濱の間)を吾田灣とも稱すべし、吾田の名は最舊し。

神代紀云、皇孫乃火瓊々杵尊、天降於日向襲之高千穗峯(中略)覓國行去、到吾田長屋笠狹之碕矣（アタノナガヤノカササ）、其地有一人、自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姫、亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫、皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰妾是天神、娶大山祇神所生兒也、皇孫因而幸之、即一夜而有娠、皇孫未信之、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室、入居其内、而誓之曰、妾所娠、若非天孫之胤、必當焦滅、即放火焼室、始起烟末生出之兒、號火闌降命（ホノスソリ）、是隼人等始祖也、次避熱而居、生出之兒、號彦火火出見尊、次生出之兒、號火明命、是尾張連等始祖也、一書曰、彦火瓊々杵尊、乃以國主事勝國勝長狹、而請之、對曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、後遊幸海濱、見一美人、名曰吾田鹿葦津姫、又一書曰、天孫覓國行去、到吾田長屋笠狹之御碕、時彼處有一神、名曰事勝國勝長狹、是伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁、又一書曰、長狹所住之國、乃奉上天孫矣、天孫又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿而、手玉玲瓏織經之少女者、是誰之子女耶、答曰大山祇神之女等、大號磐長姫、少號木花開耶姫、亦號豐吾田津姫、皇孫因幸豐吾田津姫、則一夜而有身、皇孫疑之云々、豐吾田津姫恨之、不與共言、皇孫憂之、乃爲歌之曰、

おきつもはへにはよれどもさねとこもあたはぬかもよはまつちとりよ、

神代紀又云、火闌降命、即吾田君小橋（チハセ）等之本祖也、古事記云、邇々藝能命、於笠沙御前、遇麗美人、爾問誰女、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比賣、(中略)所生之子、名火照（ホデリ）命、此者隼人阿多君之祖、神武紀云、天皇娶日向國吾田邑吾平津媛、爲妃、生手研耳命、(按ずるに和州にも阿陀の地名ありて、其陀を濁る、阿陀の二見は姓氏錄「二見首は火闌降命の後孫」と爲せば、筑紫の地名より移り、遠く大和の地名と爲れるにや、然れども此なるは清音によみ、又大和なるは夙に神武東征の朝に、其記事見ゆれば、兩地相干與する所ありや否や、小橋は小走にて行走の義あり)

隼人の事は、隼人國の條に詳にせるが如し、吾田隼人は其一種中の隆族にして、皇孫を奉戴して、其君長と爲せり、國造本紀に、薩摩國造を曰佐と云ふとあるも、即阿多君なり、蓋古の阿多薩摩は、其指す所互に相通ず、

天武紀、十一年七月、隼人多來、貢方物、大隅隼人、與阿多隼人、相撲於朝廷、大隅隼人勝之、持統紀、六年五月、遣筑紫太宰率河内王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多、可傳佛教、

是等は阿多即薩摩にして、天武帝奉葬の條なる「隼人大隅、阿多魁帥等、三百三十七人」とあるも同じ、姓氏錄阿多御手犬養は、火闌降命六世孫、薩摩若相與の後と見え、又阿多大角の兩隼人は、共に火闌降命の後とあるも、皆阿多即薩摩を其指す所を同くするを悟るべし。又吾田の地名の本據は、初め笠沙の邊に在りしこと、亦轉く想到すべし、又阿多と薩摩は兩地對稱の例なく、一地互稱の例のみあれば、薩摩の本據も吾田國に外ならじ、而て後世川内河の畔に、薩摩郡の稱遺るは、蓋國郡定置の日の命名ならん、又吾田の名義は、一義、文字に依り私田の意と云ふも、詳ならず、一說アタは[illegible]人の義と

出水郡

(和泉郡)

出水郡（イヅミ） 薩州の北界にして、紫尾（シビ）山の嶺に限る、一帶大別して山門、阿久根の二境と爲る、山門は北面して八代海に臨み、阿久根は西向して外洋に臨めり、今七村に分ち、郡衙を武本に置く、又長島をも管轄すれども、本篇には長島を肥後國天草の下に係けたるを以て、此に除く。

和名抄、出水郡伊豆美と注し、五郷に分つ、國郡沿革考云、出水は古へ泉に作る、應神紀に「次妃日向泉長媛、生大葉枝皇子、小葉枝皇子」と載せしは、日向泉即この地なるべし、蓋郡名一定の時、出水に改む、寶龜九年、遣唐第二船、到泊薩摩國出水郡(續紀)と見えたり。○出水は、中世和泉に作り、山門莫禰（アクネ）の二院に分てり、建久八年圖田帳に「和泉郡三百五十町、山門院二百町、莫禰院四十町」云々と記し、同年内裏大番註文に「武光國郡司、山門郡司、和泉太郎」三氏を錄す、(薩摩舊記状、南浦文集等にも和泉郡に作る)圖田帳に當郡下司小大夫兼保とあるは、惟宗忠久入部以前の舊姓ならん。○出水は肥後より薩摩に通ずる關門にあたり、海陸の兩當あり、島津家の祖惟宗忠久入部にあたり、其居を山門院木牟禮に占めたり、以て六代氏久に至る、蓋薩日隅三州を統制するに於て、此地稍西北に偏すと雖、其肥後肥前の通路を扼するに於て、頗利ありとす、忠久の食料下此に在りし歟、氏久の時、更に鹿兒島へ形勢を相し、之に移り、以て後

蕕蒻業の基を固くしたり。出水煙草は、謂ゆる薩摩煙の第一に居り、本郡内に其培養の最名あるは、霧降、日之丸、砂走、一之森、行方等とす。

米之津（コメノツ）

(鯖淵)

今中出水（イヅミ）村に屬す、大字下鯖淵（シモサバフチ）の海濱にして、小驛市を成す、肥後街道（俗に西目（ニシメ）と云ふ）の要衝に當り、海陸に岐分す、鹿兒島を距る二十五里、肥後國水俣驛を去る三里半、國界神之川（カウノカハ）は矢筈嶽の一澗にして、兩驛の中間に在り、米之津の西を名護浦と云ふ。

薩隅日地理纂考云、米之津港は廣瀬川（一名出水川）の海口にて、船舶來泊す、此所より肥後に來往するには、三太郎といへる險難の坂あれば、旅人多く舟に乘れり、因て人口賑へり、米之津天滿宮は、天明七年、國主齊宣公此地の行館に於て、奇瑞に感じ重修せしめられし所也。

(名護浦)

○薩藩勝景百圖考云、名護（ナゴ）浦、渺々たる白沙の地、﨑々たる青松の林、このところ水陸遠近の觀を窮るに足れり、車鰕を名産とす、米之津（コメノツ）は鯖淵村の海畔、一水の下流にして、舟船旅泊の津頭なり、この川は隼人迫門の北邊にありて、香魚と白魚とを多く生じ、三春の日に至れば、里俗これを捕りて土産とす。

廣瀬川（ヒロセ）

又出水川と云ふ、大川内村上出水村の山中の數源、武元の廣瀬橋邊に於て相會し、初て廣瀬の名あり、其下流又分れて二々爲り、一は米之津の海に入り、一は名護浦の海に入る、長五里、萬葉集に太宰帥大伴旅人卿の歌、

隼人の湍門のいはほも年魚走る芳野の瀧に尙しかずけり、

是は旅人卿在任の日、此地を經由せられし事ありて、廣瀬の年魚などを詠ぜられしにや、續紀には「養老四年二月、太宰府奏言、隼人反、殺大隅國守陽侯史麻呂、三月以中納言大伴宿禰旅人、爲征隼人持節大將軍」などあれば、其時歟。

加紫久利（カシクリ）神社

今中出水村大字下鯖淵に在り、矢筈嶽（肥後葦北郡に出づ）の西南麓とす。百國考云、此社文德實錄に、仁壽元年「以薩摩國加紫久利神、預於官社」とし、延喜式に記されたり、されば矢筈の峯高く威稜を顯はし、米津の江波深く德澤を潜へ、誠に潤澤の神地なり、寬永元年、國守中納言家久公、重修せしめられ、出水郷の總社と爲さる、矢筈（ヤハズ）嶽は陰嶽陽（メ）（ヲ）嶽とて對立し、肥後國よりこれを瞻れば、削り成して矢筈に似たり、其東方の荒野に雁股（カリマタ）山あり、蒼樹森欝にして、さながら雁股の形勢をなせり。

武本（タケモト）

今上鯖淵上知識と合同し、上出水村と云ふ、米之津の南一里半、郡中の大邑にして、戶數四千、郎郡衙を置かる、土俗麓町と稱し、出水の故城あり、紫尾山、上宮嶽本邑の南に聳ゆ。（麓とは此に嶽下の義に同じ而も諸書に何フモトは親里本村（オヤサトモトムラ）の形狀あり）

出水（イヅミ）城址

武本に在り、龜甲城とも云ふ、即和泉氏累世の居城なりき、建久年中、和泉小大夫兼保、出水郷を領有したり、建久八年、內裏大番の覆文に、和泉小太夫とある者是也、兼保は大隅肝付の領主、伴兵衛尉兼貞が末子、兵衛尉行俊が後を嗣がず、兼保の子保久、其子保忠以下數十世、相承して又太郎忠辰まで出水城に居る、天正十五年、秀吉公西征の時、忠辰戰はずして降る、公因て本領出水郷を賜ふ、文祿二年、征韓役に忠辰朝鮮に渡りしが、進戰せざりしに因り、其故封を沒收せられ、忠辰亦病死して其家絕ゆ、出水二萬九千七百石の田土は、公領と爲る、慶長四年、豐臣氏より島津義弘朝鮮新寨の軍功を賞し、出水并に加治木、清水、敷根、肝付等に散在する新檢田都合五萬石を擧げて、義弘に賜ふ（地理纂考）

上宮嶽（ジヤウグウ）

紫尾（シビ）山の分峯にして、武本の南に攀ぢ上ること四里許、山頂より大隅の佐多岬を望むべし、薩州第一の高峯と云ふ、出水薩摩二郡に跨る。地理纂考云、出水の武元より伊佐の鶴田まで山路五里と云ふも、俗謠に「七里紫尾山五里坂の原」とうたひ、險阻七里に餘るごとし、山中大樹空を蔽ひ、日影を見ること少し、又山中水なければ、之に登るには水を用意すべしと曰へり。（高尾野に上宮神鎭座す）征西戰記云、六月初旬、別働第三旅團は鬼筒嶽矢筈山の賊を擊破し、一隊を米之津に入る、十一日、大擧其兵を三道に分ち、正面廣瀬橋、右翼高宮、左翼鍋野に出つ、午前四時より戰を開き、六時に至て遂に出水麓を奪ふて之に入る、此口の賊凡千人許、盡紫尾山及び平岩に向て走れり、然れとも猶賊の我兵の中間を遮らんことを恐るゝを以て、頻に援軍を乞ふ、而して大口は急に拔かざるべからず、因て出水大口の間に、第二旅團兵を配置す、出水の壯兵脅從の徒六百餘人歸順す、廿日、別働第三旅團は兩路を取り川內河に向ふ、一は阿久根に出て、一は紫尾山を踰ゆ、廿一日遂に川內河を渡る。武本の字湯川內に鑛泉三所あり、溫九十八度、單純線に屬す、又武本の東なる大川內村にも單純溫泉あり、二所に湧出し、其溫は百十度に上る、大川內の東嶺を加紫と云ふ。

知識（チシキ）

今上知識、下知識の二に分れ、上出水、中出水の二村に屬す、出水平野の中央に位置し、米之津武本の中間、稍西方に在り、或は知色に作る、島津文書に見ゆ、

(知色)

去月五日注進狀、披見了、知色城合戰之時、被疵之由、被聞召、忠切異他之條、尤以神妙、凡鎭西事、嚴密沙汰最中也、向後彌可廻籌策之狀、如件

文和四年十二月廿八日　判（尊氏）

島津川官殿（師久）

尾崎（チサキ）城址

地理纂考云、尾崎は知識氏數世居城なり（知識氏祖先詳ならず）舊記に、文和三年五月、和泉莊の下

司政保、名主知識已三郎入道行蓮と兵を合せ、木牟禮城を襲ふ、城主島津守久なり、島津師久兵を發し是を救ひ、轉て當城を攻む、六月十二日に至り、遂に城を抜く、行蓮既にして師久が城に入る（師久は島津貞久の嫡男宗久のちなり、宗久早世して師久其弟氏久と薩摩大隅を分ち、師久山門院及び加世田、川邊、山田、鹿籠、平佐、串木野等を領し、此時平佐碇山の城に在り）同四年九月二日、宮方の軍串木野城を圍む、師久馳向て是を退く、既にして十月和泉莊の名主等、牛屎高光在國司道超等と共に當城を攻む、師久兵を遣して是を救ひ創を被り、家臣河勾兵衛四郎、並甲斐五郎等若干人戰死す（南山巡狩録云、正平九年四月、知色入道は島津一族の攻寄たるを見て、晝夜といはず防戰をなすといへとも、尾崎城終に守りかたく城を落去しける、このち島津の勢の入替りて守りければ、直冬方より此城をとり戻せと、牛屎左近將監高元が一族一番にすゝみ寄れば、澁谷島津を初として、武家の者ともはせ集り、合戰雌雄を決せざりける、此折から直冬方なりし畠山直顯、日向大隅の勢を相催し、鎮西の宮の御勢をも請ひ奉りて後詰に向ひける、此由を聞て武家方大におそれをなし、檄を京師につたへて、救の勢をぞ求ける。

知識の霧野は、昔は霧野とて入江なり、今は稻田となれり、元祿十三年築堤以降の事とす、天正年中まで、入江に船を泊したりと、檜垣集に

たちしきり霧のみなとかふりくらむ時やは秋の關に入ぬる

とあるは此なるべし。〔百國考〕

葉成川(ミナレ)

今水無川とも云ふ、高尾野の南嶺に發源し、其高尾野を過ぐるや、秋より春の間水涸れ、伏流地に潜みて、大字水流(ツル)に至り再顯れ、莊浦にて海に入る、延文五年、島津貞久下文に山門院内葉成川の名田見ゆ、〇百國考云、御成川は知識に在り、能因歌枕にみなれ川と載せしはこれなるべし、御成川寺あり、眞言の古地にして生松天神(オヒマツ)の別當なり、いにしへはこの地を生松の莊とす、建久八年薩摩國の圖田帳に、生松莊と見えたり、故に今此ところの名を莊(シヤウ)の浦と呼べり。

いろげども渡りやられずみなれ川見なれし人の影やとまると、〔類林愚鈔〕

(莊浦)

老松天神宮(オイマツ)

堀川院今中出水村大字莊(シヤウ)に在り、建久八年圖田帳に、「山門院内、老松庄二十四町、大宰府安樂寺領」とあり、本祠の創建詳ならず、土人は菅公此浦に漂到したまふと說けど、信用すべきにあらず。

大家郷(オホヤケ)

和名抄、出水郡大家郷。〇今詳ならず、郡家の地なるべしと想はるれば、今の中出水村などにあたる歟、莊浦に郡山の字あり。

國形郷(クニカタ)

和名抄、出水郡國形郷、〇今詳ならず、久武加太と訓むべき歟、今阿久根に小潟村あり、小潟(コカタ)は國形の訛にや。

借家郷(カシヤ)

和名抄、出水郡借家郷、〇今詳ならず、加之耶と訓むべき歟、一說本郡加紫久利神社に引きあつる者あれど、徵據十分ならず、或は云ふ、鶴家の訛にて、本郡英禰(アクネ)にあたる歟と、高山寺本之を缺く。

高尾野(タカヲノ)

今高尾野村と云ふ、唐笠木、水流(ツル)、柴引、大久保等の大字あり、武本の西、野田の東にて、紫尾山上宮嶽の麓とす、上宮の神祠此村に在り、紫尾神と稱す。按するに三代實錄「貞觀八年四月、授薩摩國正六位上紫美神、從五位下、同十年三月、授薩摩國正六位上紫美神、從五位下」とあり、紫美神は二社ありし、相前後して授位せられしと知らる、本郡上宮嶽并に薩摩郡紫尾山を參考すべし。

(水流)

山内郷(ヤマチ)

和名抄、出水郡山内郷。〇今野田(ノダ)村及び高尾野村なるべし、野田の大字下名(シモミヤウ)に山内寺址存す、蓋中世山門院の名あるも、山内を山門と訛りたるにや。（山門院は建久圖田帳に二百町と錄す、内　十四町四反老松庄、百七十五町六反は公領なりしを、島津御庄の寄郡として、惟宗忠久を地頭としたり、其下に

光則名百三十三町六反　院司　秀忠
辨濟使分二十七町　名主　御庄兼家
高橋十五町　本名主某入道死去後

等の區分ありし狀見ゆ。

野田(ノダ)

今野田村と云ふ、高尾野の西なる山村にして、北は江内に接す、上名下名の二大字に分る、下名の當山内寺の寅方一町許に、俵積と云ふ古墳あり。

山門城址(ヤマト)

野田の上名(カミミヤウ)龜井山に在り、地理纂考云、保元平治の比、千葉平氏の㐧平種國、山門院の院司たり、龜井山の城に居る、子樋脇當國と、其子平秀忠なり、嗣きて下司に補せらる、山門太郎と稱し、比志島氏若女を娶に、建保五年、秀忠深く島津右衛門尉に忠す云々とあり、秀忠男子二人女子五人あり、長を三郎秀高次を三郎兵衛包持といふ、秀高他腹にて包持家を續き、秀高に山門院の内百三十六町を分ち與ふ、既にして兄弟二人父に先立て卒す、因て山門院惣政所職を長女に譲る、後比志島彌次郎景家に嫁す、次を乙鶴といふ、同郡葉成川を領して後大隅國税所介敎光に嫁す、三を虎王といふ、薩摩郡司兵衛尉成友に嫁す、第四を若王と號す、肥前國河副庄八十町名主、東鄕兵衛尉に嫁す、第五を夜叉と號す、播磨國筑摩三郎に嫁す、既にして秀忠山門院郡司を鮫島に譲ると舊記に見えたり、足利尊氏の教書に、山門郡司彌次郎入道ともあり、此は始にいへる鮫島彌次郎景家なるべし、是に因れば秀忠後に山門郡司を猶鮫島氏に譲れる事疑なし。

江内(エウチ)

今脇本と合併して、下出水村と改む、米之津の西二里、黒瀬戸に接近す、東南は莊浦野田に連り、

海上に蔽島あり（蔽島は周廻三十町、篠竹茂生す）

木牟禮城址　一に出水城と云ふ、江内に在り、島津氏の祖先惟宗忠久以降五代の居にして、後庶流和泉氏之に據る、天正文祿の比、和泉忠氷に至るまで在城せり。

地理纂考云、文治二年、島津忠久薩摩大隅日向三國の地頭職に封せられ、家臣本田貞親を下して三國の動靜を見せしむ、貞親山門院に下り、城を築き、還て忠久に告く、是に於て鎌田修理亮政佐、酒匂左衛門尉景貞、猿渡藤四郎實信、其外數十人を從へ、建久七年薩摩に下り、當城を治所とす、此城野田郷に接す、忠久後に諸縣郡島津庄祝吉城に移る、其子大隅守忠時、其子修理亮久經、其子下野守忠宗、其子上總介貞久、五代の居城なり、六代三郎左衛門尉氏久に至り、鹿兒島東福寺城に移り、忠宗の第二子島津忠氏を山門院の地頭とす、（忠氏初忠實と號し、後和泉三郎左衛門尉と改め、建武年中、高越後守師泰、薩摩彌四郎利秦と共に侍所の奉行たり）忠氏其子忠直と南方に應せしが、後豐後に赴く、文和四年四月、牛屎高元、市來氏家等、謀を和泉莊の下司政保及び肥後葦北の人々に通し、木牟禮城を襲ふ、城主島津守久なり、島津師久急を聞き、串木野より來り救ひ、敵を破り、又知色城を拔く、（南山巡狩錄云、正平九年四月、薩摩國和泉庄の者ともは、直冬の御方に屬したりければ、島津道鑑貞久の籠りたる山門院木牟禮の城に攻寄せんとす、道鑑是を聞、逆寄にせよとて、島津師久同氏久兄弟に命して、知色に三郎入道行覺が尾崎におしよせたり、十年四月、薩摩國の宮方、牛屎左近將監高元、市來新左衛門尉氏家、東郷藏人道義、肥後國葦北庄の宮方、及び日向國の宮方、和泉庄下司諸太郎兵衛尉政保等と一手になり、廿六日の夜の丑の刻ばかり、山門院木牟禮等の城に忍び入り、合戰をとぐる）其後守久（師久の嫡子伊久の子也）應永中當城に在りて本宗島津家に叛きぬ、二十九年、島津久豐嫡男忠國及び伊作克久等を遣して當城を圍む、守久出奔る、久豐當城に入る、此城高二丈餘にて今陸田なり、四方沼田にして、東西に城門の跡あり、西の方に本田宅地といへるあり、又其より北に接て竹林城には、島津家祖忠久在城の比、信州諏方上下兩社の神を迎祭あり、六世氏久當城より鹿兒島東福寺城に移りし時、當社をも其山下に移せり、今神体に崇めたる鏡の背に、應永九年藤原守親とあるは、遷坐の後神体を改めしなるべし、又城跡の辰巳五町許、下名村の地内に屋形跡と云ふ所あり、即忠久居住の宅址とす、祇園、稻荷、若宮の諸祠此邊に在りて、皆忠久の勸請する所と傳ふ。○按に和泉島津氏は八世久豐の二子用久再興し、其子國久（阿久根鶴川内の高津神社棟札、寛正七年丙戌大檀那島津國久、云々）國久四世孫實久、の弟忠兼、永祿年中天草の長島を攻取る、實久の子義虎其子忠永に至り退轉す、此家を薩州家とも稱したり、又南北亂の比、島津家の一族、國衆分裂の時、出水郡相良氏（肥後球磨領主）の專有する所となる、渭然長狀云、薩州山門之事、島津方以子息被立、分國中も心之條、難儀至極候ける處、殊に山門城者、島津總領被相構候之番、從島津方相良家に被渡城之事、爲其之替、被盜退治、格護可目出之由、懇望之候、諸勢出張候て、薩州勢同前被付陣候、從當守者、本意之弓箭候之間、惣陣肝要之由、從守護方見候之條、被任其旨候、城落去候へば、此方に被相渡候之間、一家村山備前守、爲仁躰被差置候、既廿五年籠格護候、一家以錯亂、甚損沒落之番、成行無主候畢。

島津家の發跡の事情は島津庄の條下に詳にしたるも、尚此に二三の古文書を引くべし、

「前右大將家政所下　右兵衛尉惟宗忠久

一可早爲大隅薩摩兩國家人奉行人、致沙汰條々事

一可令催勤内裏大番事

一可令停止賣買人事

一可令停止殺害已下狼籍事

以前條々、所仰如件、抑忠久寄事於左右、不寛狼無咎之輩、而又家人等誇優恕之餘、不可對捍奉行人之下知、惣不慮出來之時、各可致勤節矣、以下

建久八年十二月日　案主　清原

令大藏丞　藤原　知家事　中原

別當前因幡守中原

散位　藤原」

内裡大番之事、被仰下旨、可令參勤人、

川邊平二郎　別府五郎　鹿兒島郡司

頴娃平太　伊作平四郎　薩摩太郎

知覽郡司　益山太郎　高城郡司

在國司　牟木太郎　江田四郎

莫禰郡司　山門郡司　給黎郡司

指宿五郎　南郷萬揚房　小野太郎

市來郡司　滿家郡司　宮里八郎

萊崎三郎　伊集院郡司　和泉太郎

右各守注文之旨、明春三月中、令參上、令見知役所給也、且於鎌倉殿御旨如此、早可被存其旨之狀、如件

建久八年十二月日　右衛門尉（忠久）

薩摩國地頭家人御中」

「島津上總入道々鑑代、得貫、謹言上

欲早被直用捨御沙汰、就鎮西管領御下向、寺社本所領半成、可有御管領旨、被成御教書由、承及間事

副進一通、右大將家御下文、文治三九月九、數通雖有之、依繁略之、二通、鎮西警固御教書案文、弘安九三廿、正應六三廿二、

右道鑑遠祖、豐後守忠久、去文治三年九月九日、以島津庄內、日向大隅薩摩（號三ヶ國）拜領之條、右大將家御下文以下所蔵也、其後太宰筑後守先祖（號武藤小次

郎宣嗣)建久年中、筑前豐前肥前(號前三ケ國)拜領之云云、如此無勝劣、自被宛行九州於三人、以下面々守護職管領無相違之處、中比一代一族、爲鎭西管領、下向之刻、各二國津々從關東被借召之時、三人無用捨之儀、就中日向大隅薩摩三箇國者、爲島津庄内條、御下文明鏡也、然間道鑒並當代守護職者哉、將又一統之御時、太宰筑後入道、大友近江入道、並道鑒面々、一ケ國津々被返付候時同前、何於當御代及用捨御沙汰、歷于道鑒可失面目哉、當太宰筑後守、雖被成御敵、參于御方時者、云本領云新恩、令拜領之、隨而被任兩國、施面目者哉、次畠山禮部、自去觀應二年以來、迄文和四年、依爲御敵、可誅伐之由、雖被成御教書、去延文元年以來、參御方之由、就被申上、數ケ所被拜恩賞、並被任日向國守護職、至于道鑒者、自最初至于今、於御方致無二忠節上者、殊可被抽賞之處、如水及者、筑後守、大友刑部、畠山禮部三人分國之外、大隅薩摩筑後三ケ國之寺社本所領、半成可有管領之由、被成御教書云々、此條如載先段、道鑒何依罪科、可及用捨御沙汰哉、鼻祖忠久、右大將家御代、自令拜領被國之以來數代、云本公之勞、云軍忠之數、異于他之處、結句及道鑒八旬、不餘命幾時分、失面目條、欲餘命者哉、所詮此等次第、達十方聞、被直用捨御沙汰、施面目、彌以爲抽戰功之功、仍粗言上如件

康安元四年」

薩藩名勝考云、出水下野守忠氏、其子右衞門兵衞尉忠直は、島津家の中に在りて、獨り群を離れて南朝の令旨を奉し、忠勇の名あり、後豐後に赴き、終に陣歿す、名分の上より之を論すれば、忠直を以て薩藩勤王の士の嚆矢とすべし、忠直の子氏儀、其子久親、猶豐後に在り官軍たり、鹿兒島の島津氏久、久親を招き日州探川院を與へしが、其二子戰歿して祀永く絶ゆ。

勢度郷（セト）　和名抄、出水郡勢度郷。○今下出水村にあたる、即黒瀬戸の東畔なる海村とす、下出水は半島狀を成し、島頂を笠山と稱し、海峽を隔て〻長島と相對す。江内は半島の東岸にして、内海(八代海の南極)に臨み、脇本は其西岸にして外洋に臨む、此二大字相距る二里。

黒瀬戸（クロ）　下出水村の陸岸と、長島の間なる海峽なり、南北の長凡五海里許、隼人迫戸、薩摩湍門と稱す。

薩州迫門　　頼　山陽

客路雨陽口、家郷萬壑山、春歸方北筑、秋老又南蠻、溯浪玄門渡、炎沙白水關、故園霜候早、籬菊已應斑、

水路志云、黒瀬戸は南より八代海に入るの門戸にして、安全の水道なり、唯其西岸に密接して、低潮に干出する笠瀬あるのみ、其潮流の速力極めて強し、故に憩潮の時のみ通過す可し。○地理纂考云、薩摩迫戸は其濶或は二三町、或は四五町、南北に通す、潮水進退の時は、大河の洪水に勝り、濤聲雷の轟く如し、其間に梶折と云所、特に潮早くして、大船といへとも大渦には覆没する患あり、出水の方に小き入澳ありて、舟船繋泊す、大敷小敷及び八合と名く、脇元浦の海口に長島への渡場ありて、其間十町許なり、時を待て往來す、潮汐進退の時は渡る事を得ず、土人此處を黒戸迫門といふ、萬葉集「長田王被遣筑紫、渡水島之時、歌二首」、肥後の水野坂をよみ、次に

隼人の薩摩の迫門を雲居なす遠くも吾は今日見つるかも、

此歌も同時の作にて、野坂の浦より水島に渡る海路、遥に薩摩の迫門の方を見渡して詠まれけむ、雲居奈須の語今も其面影浮ぶめり。

（薩摩迫門）

脇本（ワキモト）　今下出水村に屬す、一名搗之浦と云ふ、黒瀬戸の南口の東方一海里なる小港灣に在り、灣中に寺島と呼ぶ一嶼あり、此浦より西南を望めば、近くは阿久根、遠くは野間甑島の風景秀逸たり。

阿久根（アクネ）　今阿久根村と云ふ、脇本の南方五里にわたる海村なり、出水郡中別に一境を成し、外洋に向ふを以て、往時は英禰院と稱し、山門院と相對したり、其山門院との界には、田代山、熊野山の山脈南北に走せ、之を以て相限る。

（英禰）（莫稱）

英禰は、延喜式に錄せる古驛名にして、今も阿久根村波留を以て海陸の走集と爲す、國田帳及び古文書に、莫禰に作るは、英を莫に謬れる也、其甚しきは莫稱に作る者あり。

波留（ハル）　阿久根の首邑にて、戸數二千五百、米之津の西五里、鹿兒島の北十九里、天草及び長崎に航する者、此に發舶するを便利とす。高松川、脇川内の山中に發し、波留の南を過ぎ、戸柱山の下に至り、海灣に歸す、母子島は此港灣の西北を屏障す、灣内方一海里餘とす、土俗大津港と呼ぶ。

百圖考云、阿久根の大島は、本名桑島（クハシマ）と曰ふ、これにつきて桑島あり、これを雌島（メシマ）とす、雌島に連りてふたつの小島あり、能因歌枕に、薩摩國名所母子島（ハハコシマ）と載せたるは、此島々をいひし。地理纂考云、戸柱山の西、望領の北、海上三十間許、巖石の中に大窟二つ東西に對して、其の間一町餘なり、倶に高二丈許周圍三丈余、時ありて光を發す甚に奇なり、其光を發するや東西の巖自然に潤色を生じ、東岩より光利て西岩に移る事あり、其前後定りなし、晴天雨中、或は闇夜の差別なし、光を發するに及では日毎に發するもあり、又數月然らざるもありとか、之を光瀬と名づく。

（母子島）

小潟埼（コカタ）　阿久根戸柱山の西南なる岬角なり、突出凡十五町、西端の岩壁に一洞あり、此洞穴亦阿久根七不思議の一に

數へらる。

英禰城址は阿久根村大字山下に在り、昔寛元四年、鎌倉武家の命により、神崎太郎成兼、此地に下向し、英禰院の所司たり、成兼は平貞道八世孫とす、成兼の子孫數代相承して、天文年中、出水の島津義虎(初名陽久)に附庸たり、阿久根諏方社の古鐘に、文安二年願主平兼次とあり、又天満宮棟札に、天文二十三年甲寅、藤原陽久、地頭平良正とあり、此平氏は蓋英禰の人々なり。(地理纂考)

大川

阿久根驛の南二里半、薩摩郡界に近き大字なり、尻無と呼ぶ一溪あり、孔道之をわたす。地理纂考云、弘治三年十一月、山門院の領主島津義虎、東郷澁谷の兩氏と大川村の尻無の邊に戰ひ、義虎大に敗れ、其將牧武藏亂用、長壽寺住僧雪溪、其外數十人戰死す。

阿鳴嶺　　頼　山陽

危礁亂立大濤間、決眥西南不見山、鶻影低迷帆影沒、天連水處是臺灣、

征西職記云、六月廿日、出水の官軍、野田大越嶺に斥候を出し、遂に阿久根に入る、廿一日、長驅して天狗山、西方俣の諸壘を陷れ、一條坂に至る、日已に西に傾き、賊亦防禦を力む、官軍奮鬪、夜に入り水引郷に達す、賊退却して河岸に據り、水を隔てゝ相持す、此日官軍進戰十三里、糧食殆繼かず。

市來

今詳ならず、延喜式に載せし驛名にして、本郡に在りし者とす、肥後國水俣より市來英禰を經由し、高來の國府に向ふ、薩州北端の驛亭とす、米之津などの舊名にや。

生田氏巡囘日記云、發阿久根、沿海濱而行、山卑諸、乏林木、石離々骨立、右望大洋、烱波淼々無津涯、路上不見一寺院、蓋明治元年皆廢毀云、神社又矮小、無足觀者、農家婦女、腰結細帶、轟無脛袴、力役代男兒。

薩摩郡

薩摩郡

明治二十九年、高城、南伊佐の二郡を本郡に併せ、又甑島を管す、今二十二村、郡役所を隈之城に置く、郡域は川內河の下游に居り、自然一境を成す。

本郡は即州名の起因地點、然れども孝德天皇紀に薩摩之蚼、竹島之門と見え、當時已に總名にして、阿多の地方をも攝屬したり、一說に薩摩は上古より方域の總名にて、孝德天智の頃國郡を制置せらるゝや、其一部の地に薩摩郡の名を命せるならんと、國名の條を參考すべし。本郡は和名抄薩麻に作り、三郷を分つのみ、文武天皇紀の隼人の名に、薩末比賣久賣波豆あり、聖武天皇紀に薩摩公鷹白、薩摩公久奈都あり、光仁天皇紀に、薩摩公豐繼あり、本郡の人なりしにや。○薩摩、高城(南伊佐は本來高城の分郡也)は川內河の山谷を占め、三面峰巒を以て圍み、西に海洋を控す、古國府の在所にして、又可愛嶽の神廟あり、上古瓊々杵尊の寢陵と稱す。中世王政の衰頽、在廳大前氏、高城東郷に據り豪族たり、寶治中、鎌倉家人澁谷氏來り、大前氏と競ひ、遂に之に代りて地方に雄視す、其庶流は祁答院、入來院の諸郷に布く。南北朝の爭亂に、澁谷氏島津氏と相爭ひ屈せず、島津師久其子伊久並びに武家方に屬し、本郡碇山城に移り、本州の守護職に補せらる。澁谷の諸黨後漸く衰へ、永祿元龜に至り全く島津の附庸と爲る、相傳ふ澁谷の强盛なりしや、口碑は島津伊東澁谷を以て三豪と爲せりと。

高城郡

明治二十九年、廢して薩摩郡に併す、高城は和名抄太加木と注し、六郷に分つ、後世其東境を割き、合志、飽多、宮木、宇土の諸郷は祁答院又は伊佐郡と稱したり。國府も本郡託萬郷に在りしが、其東郷は後世薩摩郡に入り、新多の一郷と國府のみを以て高城郡と爲し、其唱呼も太木と訛れり。

建久圖田帳云、高城郡二百五十五町內、島津御庄寄郡寺領五丁二反　安樂寺、溫田浦十八町　沒官御領、社領三十三町　彌勒寺、公領百四十二町　沒官御領地頭千葉介、東郷別府五十三年二反、寺社領十町五反、公領沒官御領地頭千葉介常胤、

西方

今高城村に屬す、阿久根街道の小驛にして海岸に居る、(阿久根の南三里、隈之城の北三里半)西方の東山中に湯田村(今高城村に屬す)あり、溫泉五所、其一は硫黃泉溫百卅二度、他は單純泉とし溫度稍下る、湯田より東に登れは、一條坂を踰え麥野浦に至る、又山村とす。

(田湯)

高城

今高城村と云ふ、城上府本の二大字あり、東は東郷村、南は水引村に至る、蓋和名抄高城郡託萬郷の西部にあたり、即國府の所在地とす、又延喜式に高來驛と錄する者是也。

國府址

高城村大字籠の屋形原是なり、和名抄に薩摩國府の所在を缺けど、延喜式の驛路、幷に諸書の論述によりて、此地なりしことを知るべし。式云、薩摩國、行程、上十一日下六日、管十三郡。

(本府)

國郡沿革考云、地志備考曰、國司原在水引郷境內、舊高城管領之、古薩摩國府、而此地都國司官舍之遺跡也、地形高廣、平坦斗絕、今呼曰屋形原、在地頭東方廿町許、又降曰東郷、有國司城、及司野、水引邑有元明帝勅願泰平寺、聖武帝國分寺、村上帝天滿宮、蓋皆係國府之方域。○地理纂考云、高城郷籠村に屋形原あり、方三四町許、

平坦にして今陸田なり、可愛山より西北四五町にて、南の一面高一丈餘、其下は往還なり、古へ薩摩國府にて、今屋形ヶ原と稱す、國分寺の址も是より東北四五町、水引郷大小路村に現存して、高城郷を境を接す、東郷の内國司城及び司野ツカサノ等も皆此國府に就ての名なり。○府本又館に作り、方言城寨の謂に似たり、仙州にて塲、根小屋などと云ふに同じ、語源不詳、又元村の形狀あり。

水引ミブヒキ

今水引村と云ふ(上下の二村に分つ)舊郷名にして、和名抄高城郡新多郷の地とす、川内河下游北岸にして、大小路、宮内、五代ゴダイ、小倉、草道、網津アウツの六大字に分つ、驛路は大小路にて川内河を渡り、隈之城に至るべし

新多ニヒタ郷

和名抄、高城郡新多郷、○今水引村是なり、新田八幡宮あり、大字宮内に鎭座す、二十二社註式云、薩摩國新田宮、始雄降日向國、不當神宮、遷於薩摩國、鎭於龜山、

新田ニッタ八幡宮

(內宮)

一宮八幡とも稱し、今新田神社と云ふ、水引村大字宮內ミヤウチの龜山エノタケに在り、地理纂考云、新田神社は宮内村可愛嶽の絶頂に在り、諸神記に「新田宮、始不當磯殿、鎭座薩摩國龜山」と曰ふは龜山即可愛嶽の一名なり、俗に八幡山と云ふ、廟殿は初め山の半腹に在りしを、永安三年侯上後、山頂に遷すこと、本宮文書、建長八年執印惟宗友成の狀に詳なり、山の高六十間餘、周廻三十餘町、川内河近く流れて、勝景他に異なり、山の形容亦實に龜穴に似たり、正殿の外に四所社、廿四所社、武内社、荒神社、高良社、大王社等あり(大王社は本宮文永十二年文書に、大王元樣田三大神是也と見ゆる者とぞ)川内河の岸に一華表ありて、之より坂路石階をふみて上る、二の華表まで三町餘、又是より坂の下三の華表まで三町餘、坂の下に忍穗井川ありて石橋を架せり、是を降來橋といふ、馬場の蘭柱ランカツラの左右は、神

(千臺)

人等が宅なり、執印シフイン氏當社の印を司る、因て氏とす、銅印にして方一寸五分許、其文八幡宮印とあり。

「薩摩國一宮八幡新田、執印友雄申、濟藏事
凶徒等、自去二年六月廿二日、至同四日、亂入社壇畢、(中略)濟藏之例、早可經注進申之狀、依仰執達、如件
曆應四年十一月十三日　武藏守　花押
島津上總入道殿」(島津文書)

「新田宮　禁制　宮内
兵粮軍勢、亂妨狼藉放火、堅令停止候、此旨相背輩、可加成敗者也
卯月　鳥坂中務小輔　九鬼大隅守
加藤左馬助　小西日向守　(新田宮制札)

百圖考云、新田宮は元弘三年の文獻に「當宮者地神三代尊神、日域無双之宗廟也、高城千臺センダイエノ可愛陵、號新田宮」と記し、又當社の記に「八幡新田宮者、地神第三、天孫瓊々杵尊、最初降來之時、見顯土宜、而攝城[illegible]、起高城千臺之處也、傳曰、取皇孫所受持之八咫鏡、併幡千千姫之御號、而奉稱八幡云、新田者地名也、山者一而包龜形勢、因稱神龜山、安元二年下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上焉」と。○續考又云、此神を往古御祟敬ありし由は、神祇拾遺に「筑前國大分オホイタ宮、肥前國千栗宮、肥後國藤崎宮、薩摩國新田宮、大隅國正八幡宮、此五社在遠國、不便拜謁、大永年中一集之、奉祀山城國北山莊」とあり、又往古當社の壯大なりし由は、皇帝記曰、正應三年庚寅、薩州八幡新田宮、於降來橋、有猿樂、棧敷五十三軒、見物人三万、云々、また新田宮寬應二年文書に、新田宮、注進神輿屋裝、神王貢奥丁等、御裝束寸法等の事とありて、御正體伍口、云々、已上、凖千四百卅六匹と見ゆ、永仁四年文書に「新田宮造營損色事、加勘定、注進功程、綸旨曰(中略)御殿一字、三間四面、檜皮葺云々、回廊四十九間云々、都合六千四百五十四貫七百七十文、此外御神寶等用途、并御寶上下料、器具雜物等、不存知分限之間、不注之、建治元年六月、[illegible]大工、散位山上守弘」と見ゆ、元亨四年五月神人等訴曰、「當宮、日向國天降高千穗嶺之昔、御事大下始也」(中略)祭者國司拜初任、先遂奉幣於當宮、令恭當御神拜用途之後、被執行國務之條、先例也」云々、是等を以て古の情實を知るべし、古老の傳說に、此社は最初此に在らず、川内河の南岸なる、薩摩郡隈之城宮里村に鎭坐ありしよし云へり、又何の頃何人の記せるにか知らざれど「[illegible]天皇、元慶六年、薩州新田宮建立」と記したる古記あり、又「寺社政所、下新田宮所司神官等、早任先例、[illegible]國衙、[illegible]物合、當宮例名、當見浮免田、百五十餘町事、在件御名田、如本文者、御建立以來三百餘年之間、天長地久御祈、[illegible]立用也、雖相違御名田也、而今任用、各爲自利潤、[illegible]有國司、背先例、不勘合之條、尤有神慮恐之事歟、早附任用國官、任先例可勘合、若有違背者、可經言上、[illegible]國也云々」とあり、此御建立以來三百餘年とあるを以て、後元慶六年より年を數ふるに、建仁元年まで三百二十年なり、されば此文書に御建立以來三百餘年とあるは、山上に遷宮ありしより此方の年數にて、宮里村より可愛山の中腹に遷坐ありしは、其以前なる事論なし、是を以て思へば、山上は始山陵のみにて、宮殿はなかりし事、諸神記に「新田宮、始不當磯殿、鎭坐薩摩國龜山」とあるに符合せり

○今按に、新田宮は九州五所八幡の一にして、平安朝の初めに宇佐大神を勸請したるや明白なり、而て其可愛山陵に混同したるは、蓋後世の事とす、然れども大隅正八幡宮の祭神名に參考せば、新田八幡もおのつから宇佐と別神にして、瓊々杵尊の陵廟たりしやも知るべからず、國田帳に本州諸郡に彌勒寺(宇佐[illegible]寺)并に大隅正宮の領

田多く見ゆ、中にも高城郡に彌勒寺領四十一町五段、正宮領二町とあるより推せば、當時は正しく宇佐の別宮たりき。

可愛（エノ）山（ヤマ）陵（埃山陵）

今新田八幡山卽是なりと云ふ。神代紀云、天津彦火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛山之陵。延喜式云、日向埃（エノヤマ）山陵、天津彦瓊々杵尊、在日向國、無陵戶。

地理纂考云、本陵は延喜式に在所を記せず、古事記傳に曰「神代の三御陵は今大隅と薩摩とに在りて、日向國には非ず、然るを諸陵式に在日向と記されたるは、書紀に日向國とあるまゝに記されたるものにて、歷代の御陵は皆其郡を記されたるに、此三陵にのみ郡を記されざるにても、日向國とあるは、書紀の文に依れるのみなる事を知るべし」と、偖此山陵に就きては古來異說區々なれば、先可愛山の名義より云ふべし、思ふに上古川内河は水引鄕可愛山の川上より二つに分れ、一筋は今の如くにて、一筋は可愛山の後を回り、五代村川合陵の邊にて又會流して、可愛山は上古中島なりし事知られたり、されば可愛山は江の山の義なり、後人江の水を引きて其地を新墾せるより新多といひ、其水道を水引と號して、今猶名となれり、此山陵を古事記傳に、和名鈔、薩摩國穎娃（エノ）（江乃）郡穎娃鄕是なり、高城郡は穎娃郡と接きて、此御陵の地古へは穎娃郡なりしが、今は高城郡に屬たるにやと云ふも、穎娃郡は、可愛山より東南に距る事十七里餘にて、更に山陵には由無きなり、ゆめ〳〵可愛山陵は卽今の新田宮なる事、古文書に明かなるを、かへりて世に異說の行はる根元は、可愛山の傍に中（ナカ）陵端（ハシ）陵とて二つの山陵ありて、社說にも其中陵を瓊々杵尊の御陵なりと唱へ、又天書に「葬筑紫日迎（ヒムカエ）之中山之嶺」とあるを證として、此中陵を可愛山の陵なるよし、白尾國柱が麑藩名勝考にも記せるより、其說に從へる輩少からず、新田宮は往古可愛山の半腹に鎭坐ありて、山上は御陵のみなりしかれば、更に惑ふ事無りけむを、中世御陵の上に神社を遷されしより後、異說も出來しなり、眞の御陵所は今の社地なる證を擧ぐべし、新田宮貞治元年文書に「薩摩國新田宮所司神官等、重解申（中畧）薩摩國造御之後者、龜山峰奉神御讀、以此社爲新田宮」云々、又建長八年神人執印惟宗友成等七人連署「當宮者貫、天孫瓊々杵尊圓寂御、可愛陵高城千台宮者、今新田宮是也」云々、抑先度造營之地、爲御山鎭之間、任所々之例、奉可移山頂否之由、被差關之日、可奉造山頂之由、被下占形畢、而去承安年中、件正殿以下門廊等、不慮之外炎上之條、相叶御卜、冥慮分祭儀」、又文永五年神官等訴狀に「天孫瓊々杵尊、圓寂之廟、可愛陵高城千台宮者、今新田宮也」云々、承安三年、件正殿已下門廊等、不慮外炎上畢」云々、可奉造山頂宜旨、安元二年之占形、嚴重也」云々、永仁七年訴狀「當宮者吾朝開闢之當初、地神三代瓊々杵尊之廟、日域無雙宗廟也、高城千台可愛陵號新田宮」云々、是等の類擧るに遑あらず、[illegible]三年、當社改造に就て、實陵の下を穿掘り見しに、大きなる硅石數片を以て覆へりとぞ、此處玉體を葬奉りし邊なるべし、八幡とあるはいかゞなれど、然云へるも古き世よりの事にて、當社の記錄にもおほく八幡新田宮とあり、今其故を究め難し、又按ふに、瓊々杵尊初め高千穗宮に御坐まして、次に笠狹崎に遷りたまひ、彼所に崩御しまさむには、御陵の地甚遠ければ、笠狹より又此所に遷りたまひ宮里などに大宮ありて、卽此に崩御葬奉ありしにや、寶治元年文書に、薩摩國遷御後云々とあるば、此地に遷都ありしを云ふに似たり。

國（コク）分（ブ）寺址

今水引村大字宮内に在り、卽天平の勅建にして、延喜式に、薩摩國國分寺料二萬束同寺十一面觀世音菩薩燈分料一千五百束、文殊會料一千束と錄し、また建久圖田帳に、國分寺百四町五段と云ふ是也。此寺天正十五年兵火に罹り燒亡せしを、寬文九年、國主島津光久天滿宮と共に再興せしめ、二間四面の草堂の中に、竪四尺餘廻り五尺許なる古佛の面影遺れりと云ふ、近時全く廢亡し、天滿宮のみ存す。

薩藩舊記云、下薩摩國理等、應令管薩摩國、造進天滿宮并國分寺事、右天滿宮者、大自在天神御寶殿、嚴重無雙之御所也、國分寺者、大聖觀世音菩薩、佛閣淸淨之法地也、故自昔以來、爲國衙之沙汰、至少破者、加修理、及大破者令造營者、先例也、建保二年、雖被注損色、無造營沙汰之間、云々、建治二年正月。

天（テン）滿（マン）宮

地理纂考云、菅原神社は舊國分寺境內に存れり、太宰府安樂寺の別宮にして、應和三年創建とぞ、建久圖田帳に、安樂寺の寺田各郡に散在すれど、中にも高城郡安樂寺田五町二反とあるは、此社領なりけむ、秀吉公征西の時、兵火に罹り、古文書に至るまで灰燼と爲る、寬文中國主より泰平寺住職に命し、再興せしめらる、舊神主を國分氏と云ひ、新田八幡の執印家の支族にて、新田宮留守職と稱したり、天正十五年、鹿兒島へ退轉す。

泰（タイ）平（ヘイ）寺址

又太平寺に作る、國分寺と同じく、水引村宮內に在り、天正十五年五月、豐臣秀吉島津氏を討ち、親ら海陸の師を率ゐて此に至り、泰平寺を以て行營とす。此寺近年まで存置せられしが、今全く廢址と爲る、島津古文書の足利直義狀によれば、謂ゆる安國寺是なり、一說に和銅中の創建と云ふは、眞否を知らず、當時足利氏泰平寺の在りしをば、安國寺と爲したる歟。

薩摩國泰平寺塔婆、佛舍利二粒、
右於六十六州之寺社、建一國一基之塔婆、忝任申請、既爲靈願、仍奉請東寺佛舍利各奉納之狀、冀皇祚悠久、衆心悅怡、佛法紹隆、利益平等、安置之儀、旨趣如件
曆應二年八月十八日　　左兵衛督源朝臣直義

[illegible]云、泰平寺は元明天皇の勅建にして、光明皇后の[illegible]所とす、太閤秀吉下向の時、此に陣營し、其大堂の[illegible]潰る、

五代（ゴダイ）　今水引村の大字宮内の西に接す、舊五大院と稱し、[illegible]字の號あり、川内河に臨み一大古墳あり、川合（カアヒ）山と云ふ、[illegible]院に似たり、○按に五代院一に後[illegible]院に作る、[illegible]、後[illegible]院系圖とて、征西將軍[illegible]の[illegible]ことを詳ずものあり、後[illegible]院氏は此地の在名にして、五代を設ける五大寺に來つて、遂に南方の皇裔と云ふことを、今の附會のみ、千葉[illegible]田宮の勅印[illegible]宗氏の一族と云ふ者、信なるべし。

網津（アウツ・アムツ）（京泊）　今水引村に屬す、宮内の西二里、川内河北岸海口に當る、網をアウと訓むは、アムの義を假り、後世アウに訛りたるならん、其江海を京泊（キヤウトマリ）と云ふ、古國府の津頭にして、今に至るも船舶の出入多し、往時川内（ヒダイ）の港と云ふも此なり。

國府[illegible]大國府に「[illegible]唐、其[illegible]寺剛、[illegible]起[illegible]子記、[illegible]寺[illegible]、[illegible]唐國什[illegible]、[illegible]港里、[illegible]院馬里、[illegible]強[illegible]馬里、[illegible]年市米、[illegible]信[illegible]、[illegible]寺字書」とありて、其時寺院は日州の油にて、此[illegible]子は陽州の所付なり、次は山川、鹿兒島、泊、[illegible]、[illegible]、川内、[illegible]等は[illegible]すべし、[illegible]。

地理纂考云、網津は古式網津に作り、英[illegible]より此を經て薩摩の國府に達す、猶は網の義のみ、[illegible]島（フナ）は川内河の港口に構たり、周廻一里、樹木繁り岩石[illegible]、船[illegible]べし、之を京泊と云ふ、明人の圖書編に強[illegible]里に作り、[illegible]岸の地を久見崎（今高江村）と呼ぶ、此泊所は往古より官船の寄る地なるを、近代鹿兒島に其署を[illegible]されたり、然れども其地猶人家數十、旅船出入して繁榮す、網津の外海を[illegible]瀬と云ふ。○百圖考云、[illegible]瀬の邊、寄[illegible]蔽なり、その[illegible]手として[illegible]次するものは、[illegible]乾の躍て天に登るかと疑ひ、その[illegible]として斑交あるものは、虎豹の怒て隅に負かと疑ふ、方圓平直、[illegible]の[illegible]を[illegible]ひ、[illegible]幻の容を[illegible]はしむ。

草道（クサミチ）　今水引村に屬し、網津の東に接す、建久圖田帳に「高城郡草道、萬得名十五町、名主、紀太夫正家」と錄するは此也。

川内川（センダイ）　又千臺、仙代に作る、薩州の大水也、源は日州西諸縣郡[illegible]山（クシツン）に發し、西流[illegible]刈に至り、羽月川を容れ漸く大なり、薩摩郡に來り、網津高江の間に於て海に入る、長凡四十五里。

地理纂考云、川内川水引の渡場に於て、其幅二百餘歩、海口に至れば六町餘に及ぶ、海口より水引まで三里餘を隔つれど、川内川滿潮の時は、大船自在に上下すべし、其より河上へは舟通はざりしを、去天保十二年に、宮之城より川上[illegible]まで凡六里の間、川を堀り巖を碎きて、通船自由を得たり、そもそも此川を川内川と名ふるよしは、往古は川より北國府（コフ）の方を川内といひ、川より南を川外といひしなるを、後世内外の差別なく、宇音に川内と呼ぶのみならず、千臺とも書くは、此所の新田宮を、瓊々杵尊の皇居の遺址なりといへるに依りて、附會せるなり。○今按、川内千臺は別に[illegible]義ある名目なるべし、川内（カハウチ）にはあらず。

託萬郷（タクマ）　和名抄、高城郡託萬郷。（今[illegible]城村に[illegible]東郷（上下二村に分つ）蓋是なり、下東郷の大字中郷に宅滿（タクマン）寺あり、託萬寺の謂なるべし、古文書に宅萬城と曰へり。凡木郡に託萬、宇土、合志等の郷名あるは、皆肥後國の郡名に出でしに似たり、往古人民を肥後の諸[illegible]より移植したるにやあらん。

東郷（トウガウ）　今上下の二村に分つ、高城東郷の謂なり、高城村の東、山崎村の西にして、川内河の北岸とす。藤川[illegible]位に重任して、[illegible]尾山に連る、東郷の[illegible]は上村の大字舟倉（フナクラ）に在り。

（舟倉）建久圖田帳に「高城郡東郷別府五十三町云々、下司[illegible]道友」[illegible]は[illegible]司名主在[illegible]道友と[illegible]り、[illegible]大前氏、當時世[illegible]の[illegible]司なりしと云ふ、寶治二年、鎌倉より[illegible]入[illegible]谷太郎光重下向し、東郷の[illegible]主と為る、子孫[illegible]て[illegible]正中に至る、東郷[illegible]と稱し、小[illegible]名家なり。

斧淵城址（オノフチ）　今上東郷村大字斧淵に在り、[illegible]東郷[illegible]谷氏の治所なり、[illegible]とも云ふ。地理纂考云、[illegible]、[illegible]城（ツムガカ）、高[illegible]、[illegible]五町、[illegible]と云ふ、本丸[illegible]の丸、南城、山崎城、[illegible]城、川原[illegible]の名を分つ、當城は往古在國司大前[illegible]司にて、[illegible]城を治所とし、其一族[illegible]道義は時吉（トキヨシ）を以て氏とす、[illegible]記に建久の[illegible]在國司小太郎道氏と見ゆ、又建久圖田帳に東郷別府の中に、時吉二十五町七[illegible]、高城郡に時吉十八町、薩摩郡に時吉六十九町、此外[illegible]院[illegible]の所にも時吉云々とありて、合せて二百十一町餘、本[illegible]道友、やがて此書の奥書に[illegible]大前在判とあるも同族なり、又[illegible]記に建久年中東郷[illegible]司時房、また[illegible]年中東郷[illegible]司道[illegible]とも見ゆ、北後、澁谷太郎光重大前氏に代りて東郷を領す、光重は其先武州の[illegible]の[illegible]、澁谷[illegible]司重國が子にて、鎌倉に仕へ[illegible]、[illegible]人[illegible]東郷[illegible]五ヶ郷に封ぜらる、光重男子六人あり、長を重[illegible]といふ、（或は武[illegible]守實重に作る）父と同じく鎌倉に在て[illegible]に任ふ、次を早川次郎實重（或は實保）第三吉岡三郎重保（或は重直）第四大谷四郎重茂（或は重諸）第五曾司五郎定心、第六落合六郎重貞と[illegible]す、寶治二年、光重薩摩に下り、兄弟五人五ヶ郷を分領し、實重東郷を領し當城を治所とす、在國司大前氏は猶東郷を去らず、澁谷と[illegible]止む[illegible]なし、實重より三世東郷[illegible]に至り、國司入道大前道[illegible]に[illegible]にしてかつ武勇あり、北後[illegible]に東郷を一統し、同族

蔓延して是を澁谷氏と云ふ、元和年中に至り、島津貴久の武威に服し、一族相議して悉く島津家に降る、此時の領主東鄉重尙なり。

藤川山
(烏丸)

藤川山 東鄉の東北なる重嶂にして、紫尾山、田代山の間にあり、山下大字藤川に天滿宮あり、文化中島津齊宣重修せしむ、祠堂の境內閑閒なり、多く梅樹を植う。○島津文書に、曆應四年八月、澁谷右兄横守重棟、子息鶴四郎重春以下、東鄉烏丸村に夜討する事を錄す、今藤川に接して烏丸の大字存ず。

祁答院
(南伊佐郡) (祈禱院)

祁答院 古は竹原に作る、高城郡の東境にして、大隅菱刈郡の西方に接る。中世祈禱の所管を[illegible]、菱刈の牛屎院と相合せ、伊佐郡と稱せ[illegible]、近年又其祁答院の故地を以て、南伊佐郡と稱せしが、明治廿九年南伊佐郡を停め、薩摩郡に併入す。

地理纂考云、伊佐の郡名古書に見えず、宮之城、[illegible]、大村、佐志、藺牟田、山崎、黑木の七鄕を合せ[illegible]祁答院といへり、建久圖田帳に、祁答院百六十二町、內[illegible]庄寄郡[illegible]、地頭千葉介、[illegible]五十四町、本郡司[illegible]、倉丸三十町、本主[illegible]、[illegible]、時吉十五町、本名[illegible]道友、得末十三町、本名[illegible]入江田[illegible]とあり、寶治二年、澁谷重[illegible]下向して、[illegible]地頭と爲る、子孫相繼して永祿九年に至る。

山崎
今山崎村と云ふ、宮之城の東にして、川內河の南北に跨る、大字は山崎、[illegible]、湯田野、白男川、久富木の五に分る。

天正十五年五月、豐太閤平佐城を降附し、轉ら山崎に出て、宮之城を伺ふ、島津歲久之を見て要撃し、矢太閤の輿に及びたり、後歲久罪を大閤に獲て自殺するは此故となり。

宮之城
今宮之城村と云ふ、山崎の東なり、隈之城の東北五里、川內河の南北に跨り、屋地、時吉、虎居、湯田等の大字あり、屋地を以て宮之城の驛所とす、(屋地) 時吉は建久圖田帳に見ゆ、湯田は温泉涌出するを以て其名出づ。(湯田に祁答院八幡宮あり)

虎居城址
(大前)

虎居城址 宮之城村大字虎居屋地の北にして、川內河の右岸に在り。地理纂考云、虎居城は往古大前之に居り、宮之城といふ、舊記に嘉治年中、祁答院又太郎大前道助、又建久年中祁答院又太郎大前道友、共に祁答院の郡司たり、又建永の頃、[illegible]目六郎[illegible]入道[illegible]といへる者、出羽國より祁答院に入部し、其[illegible]、祁答院に地頭たり、寶治二年の春、澁谷吉岡三郎重直領[illegible]より來り、祁答院の地頭にて、世々當城に住し下城と改め、祁答院を以て氏とす、是澁谷五家の一なり、十四世河內守良重[illegible]、永祿八年の冬、良重の[illegible]、[illegible]劔を揮て良重を刺殺す、[illegible]十四世[illegible]にして其祀絕ゆ、入來院又五郎之に乘して[illegible]せんとすれども[illegible]服せず、多く島津貴久に內應す、貴久[illegible]之を攻る、天正六年、島津[illegible]當城の守將と爲る、豐太閤の西征に方り、[illegible]、[illegible]歲久罪を大閤に獲て[illegible]自殺す、[illegible]、更に[illegible]を宮之城に[illegible]る、云々。

轟
(吉野)

轟瀧 地理纂考云、川內河の水、時吉と虎居の間に於て一大急灘と爲る、里俗宮之城[illegible]と稱す、此所曾木瀧より六里下流にて、左右は絕壁にして、水面まで高三丈許、[illegible]風を避たるが如し、橫幅十五六間、長六七町、其餘流灘[illegible]くに似たり、舟を下す[illegible]の者に非ざれば過つ事あり、往年島津久通(宮之城の領主)舟楫の運送せむことを謀り、岩を崩すといへども、水勢壯大にして其功を遂げず、天保壬寅の年に至り、[illegible]更に相議り、巖石を碎く、數年にして功成る、是より舟初めて曾木瀧の下まで泝り、往來上下の自由を得たり。

征西戰記云、六月廿日、別働第三旅團の出水に入るや、賊兵鋒[illegible]數百人、己にして阿久根紫尾山の二路より進む、其紫尾の山路頗險惡、官兵二大隊勇を鼓して之を過ぎ、川內河に至る、渡頭賊凡八百、舟を南岸に集め、壘を築き防戰す、官兵砲[illegible]、[illegible]を見て舟を奪ひ、以て濟る、賊潰散す、廿三日、川路少將宮之城に入る。

紫尾山
川內河の北、出水郡界に盤踞する大嶽なり、其高峰を上宮嶽と云ふ(出水郡上宮嶽を參考すべし)山南紫尾村に紫尾祠あり、三代實錄、貞觀年中に授位せられし紫美神即是なり、土俗之を下宮と呼ぶ。

(紫尾神社)

紫尾村今[illegible]田に併せ、下宮は[illegible]野大神なりと稱す、社前に[illegible]を祀る、又其側に鑛泉涌出す、往時此下宮の供僧[illegible]院[illegible]寺と曰ひ、[illegible]僧住し、[illegible]行の徒多かりき、近年寺[illegible]す、[illegible]云、紫尾村字十郎の[illegible]の湯は、[illegible]にして温六十度、紫尾神社の床下より出て、[illegible]、更に[illegible]して七所の湯槽に導く。(今按に[illegible]とは[illegible]同音にて、鑛泉より出でし名也)

鶴田
今鶴田村と云ふ、宮之城の東北にして、川內河の左右に跨る、一に水[illegible]田に作る、此地に關白陣と呼ぶ[illegible]址あり、天正十五年、豐太閤太平寺陣より歸途、平佐宮之城を過ぎ、此にて宿陣ありしに、島津義弘飯野より來り、大閤に謁見すと云ふ。

地理纂考云、[illegible]田に[illegible]址あり、大谷四郎重茂居城にて、重茂は澁谷太郎光重が四男なり、重茂より四世、[illegible]田刑部左衞門重成に至り、獨同族を離れて守護方に通す、是に依り島津氏久軍を卒し[illegible]田に至り、重成と相議して退く、應永八年澁谷が一族兵を合せ當城を攻む、元久(氏久嫡男)是を聞き、三千五百餘人を卒し重成を助け、祁崎山に戰ふ、澁谷又援を球摩の相良に乞ふ、相良兵庫允實長、牛屎某と三百騎を將ゐ來る。重成色を[illegible]て[illegible]出

合志郷（カウシ）　和名抄、高城郡合志郷。○今隈田村なるべしと云ふ、大字隈子あり、合志と相近し。

（隈子隈）　隈之城郷、隈子の瀬は隈也、但し隈子村にあり、隅州菱刈郡曾木（ソギノ）瀑泉の下流にして、滔々たる大河、三道の飛泉となる、高さ僅に三四尺に過ぎずといへども、其音響自ら天て、千層の雪を捲き、人をして壮観の想を抱かしむ。

永野（ナガノ）　今永野村と云ふ、鶴田の東南、佐志（サシ）の東なる山中に在り、横川（大隅）の山ヶ野（ヤマガノ）鑛山の東に接し、同一鑛脈に當り伊佐金山（イサキンザン）とも稱す。

（伊佐金山）　伊佐金山は、寛永中宮之城の領主、島津久通の開く所也、「久通傳」の某年間の時に、村民は金を見出して用度足らず、島津家も亦同じ、久通私財を費し、良工をして要器を作り、山林に入りて金銀坑を探らしめ、寛永十七年、長野の山中に沙金を得、上裁を歴て深く本坑を探る、是に由りて工商招かずして來集す、世皆謂ふ久通能く保國の基を爲すと」鑛脈交集に見ゆ。

黒木（クロキ）　今黒木村と云ふ、永野の西南にして、宮之城の東とす、南は山嶺を以て、大隅山田郷と相隔る。
歴代黒木の領主島津豊州は、久豊の三子豊後守忠久の後胤にして、世々大隅帖佐郷を領有す、豊後守忠長の時、天正十一年伊東氏に侵され邑を失ひしが、又平房市に付き領地せらる、後慶長十一年豊後守久賀の時、黒木に移れりとぞ。

大村（オホムラ）　黒木の南にして、山崎の東に接する山村なり、大村黒木の間に長江（ナガエ）瀬あり、大村の南偏を蘭牟田と云ふ、今又一村を成す、入來蒲生の二郷と山脈を以て相限る。

蘭牟田（キムタ）　島津家の一門、樺山氏の食邑たり、樺山は島津忠宗の五子、安藝守資久、日向國諸縣郡樺山に居れるに起因す、慶長年中、樺山久高の時、此に移れりとぞ。○蘭牟田とは本湖沼の名なり、俗傳に山王池ありて、故に今山王池と呼ぶ、周迴一里、多く蘭草を生し、池の四周小平衍なり、方言牟田と云ふ、蓋し地形に合ふ、此地蓋し其九百尺、蓋舊噴火口の遺れるならん。

佐佐禮石（サザレシ）　又砂石に作る、蘭牟田村の字にして、温泉を以て名を馳す、此温泉は二所、並に清楊なり、上之湯（原田とも云ふ）鹽類泉にして、温百二十度、下之湯（宮字都とも云ふ）單純泉にして、温百三十七度、源泉二窓に出づ。

宇土郷（ウト）　和名抄、高城郡宇土郷。○今詳ならず、一説大村に宇都の字ありなど云ふも、徴據に乏し、飽多合志なども同しく、肥後移民の故蹟と想はるれど、其配置の状態にし難し。

飽多郷（アキタ）　和名抄、高城郡飽多郷。○今詳ならず、託麻、合志等の古郷名に併せ考ふべし。

鬱木郷（ウツキ）　和名抄、高城郡鬱木郷。○今詳ならず、又其訓詁を知らず、宇知岐なるべし、鬱は古書の宇知の訓あり、一説之を高木なるべしと云ふも、其據る所を知らず。

日置郷（ヒオキ）　和名抄、薩摩郡日置郷。○今詳ならず、入來樋脇などの山村にやとも想はる、殊に樋脇は比於木の訛にやと想はる、臆想なれど假に此に係くと云ふのみ。

入來（イリキ）　今入來村と云ふ、建久圖田帳に、薩摩郡入來院、九十二町二反、後官御領、地頭千葉介と錄し、郡答院の西、高城東郷の南なる大邑とす、淸色（キヨシキ）川八重山に發源し、入來平佐を貫流し、川内河に入る。入來城址は淸色山とも稱し、入來院氏の故墟とす。

（淸色）　入來氏は澁谷の一黨にして、蒙古合戰の時、入來院平四郎有重、同五郎致重、日向太郎市尙等軍功あり、天正中、入來院重豐、慶長中又六郎時、並に島津家に仕へ、其名を遺す。

八重山（ハヘヤマ）　入來村の南偏にして、蒲生の北隣の兩郷に亘り、其高原を横尾と云ふ、地形序北岸に當り、宮之城より鹿兒島に赴く通路は、入來院に出で八重山の下なる土瀬戸（ドセト）峠を横絶す、六月廿四日、宮御第三族の一隊、宮之城より入來郷に進み、八重山（ハヘヤマ）土瀬戸峠に登る、南望すれば鹿兒島の城市火起り、村民皆て同地方に倒るなりと云ふ、翌日官兵長驅して鹿兒島市に入る（土瀬戸峠より鹿兒島まで凡六里）

（土瀬戸峠）

湯河内（ユノカフチ）　入來村大字副田（ソヘタ）に屬し、又入來温泉と云ふ、此地溪間にして、周迴三町餘、温泉八所に涌出す、八御前、和尚、楊代、打込、川辻、南湯、等なり）世に皮膚病に效ありとて、其浴客多し、旅客若干、治するに功ありとて、○鑛泉誌云、入來郷副田村字竹下に於て、鹽類泉にして、楊代、湯下、富木の鹽泉之に同し、此地源泉の二湯々相通で、皆鹽類泉也、打込温泉は鹽類泉にして、又同所に在り。

樋脇（ヒワキ）　入來の西に接し、一山谷の中とす、今樋脇村と云ふ、舊入來院内の地にして、塔之原（タフノハル）、倉野（クラノ）、市比野の三大字に分つ。

（櫟野）　市比野（イチヒノ）は、古へ櫟野（イチヒノ）に作る、後紀云「延暦二十二年、太宰府言、大隅國桑原郡蒲生驛、與薩摩國薩摩郡田尻驛、相去遙遠、迎送多苦、使驛子於薩摩郡櫟野村、以息民苦、許之」と、地形を按するに、此古驛路は大隅蒲生より薩摩の國府間にして、其田尻は後世其地名を失ふ、蓋平佐などに當るもの〻ごとし。樋脇湯は市比野に在り、三所に涌出す、

（市比野）　其上之湯温六十度、下之湯温九十度、共立湯は又田舎湯と稱し、温七十四度、皆單純泉とす。此温泉池の側に瀑布あり、湯之瀧と名づく、市比野の西南道上帝木野、

濱に連接す。

平佐(ヒラサ)　(白羽)

今平佐村と云ふ、入來の北に接し、東郷の南、川内河を帯び、西南は隈之城と相対す、其首部を白羽(シラハ)町と云ふ、今白和(シラワ)に訛る、白和は向田驛と相接し、白羽神社あり、三代實錄に「貞觀二年、薩摩國從五位下白羽火雷神、授從五位上」と是也。

平佐城址○地理纂考云、平佐の諏方尾(スハノヲ)城址、今楠原にして高僅に四丈餘、周廻十八町に足らず、東は原野に接し、他の三面は水田に臨む、應永の頃、島津山城守忠朝居城なり、天正十五年、豊臣關白公西征の時は、桂神祇忠詮城主たり、公親ら大軍を帥て京泊湾に入り、師を高江郷に陣し、木引泰平寺(當城を距こと北方二十町許)に移る、諸城皆な陸ちて降る、忠詮獨り城を閉じ固く守る、城兵僅に三百許、四月廿八日小西行長、脇坂安治、九鬼嘉隆等、大兵を率ゐ來て急に攻む、城兵奮戰して敵軍死傷甚多し、此日辰の上刻より申の下刻まで、寄手三百人首級を失ふ、城中も守り通して固し、しこうして敵軍和議を乞ひ、五月二日、忠詮泰平寺に至り、關白公に謁す、八日公泰平寺を發し宮城に入り、串田へ向け進發あり。

碇山(イカリヤマ)　(天辰)

平佐の白和町の北、大字天辰(アマタツ)に在り、南北朝の比、島津貞久此に據り、足利方に應ず、其三子師久孫伊久迄まで武家方として、本州の守護職に補せられ、碇山に據る、當時諸谷氏并に國分、谷山隆信、肝付兼重等、串木野等の諸士は宮方として師久と抗争す、伊久、し守護職は鹿兒島の島津元久の家に奪はる。

碇山城沒落事、薩州凶徒等、市來院伊作田城、可寄來當所碇山城之由、相巧候之間、於向所々通路、致合戰用意候之刻、高山匠作以下之徒等、可打入日向國眞幸院、幷大隅國下大隅郡之由、其聞得之間、當國賊徒等、依相待道顯打立時分候、引籠碗々城攝候訖、隨而當來眞幸院候者、定孫三郎可有御發向候之間、其時分者早々馳集可致合戰候、勺打入下大隅郡候者、如可致後攻之間、可預御合力之由令申、被御方候畢、如此凶徒等令蜂起候之間、難儀至極候、所詮諸谷一揆、幷地頭御家人等、師久相共致合戰之忠節候、恐惶謹言

文和二年四月十日　左京亮少將師久

進上　御奉行所

永利(ナガトシ)

今永利村と云ふ、平佐の隈之城の南なる山村にして、百次(モモツギ)、山田(ヤマダ)の二大字に分る、永利は圖田帳に見ゆ、

天辰焼と云ふは、平佐皿山の窯器にして、今二十餘戸の匠工あり、安永年中、邑主北郷氏の經營に始まる。

薩摩郡三百五十一町三反
寺領二十六町八反　安樂寺　社領一町七反　五所社
寺領五町五反　國分寺
公領三百十七町

とある公領の中「永利十八町、名主種明、地頭右兵衛尉」云々にあたる。

田尻(タシリ)

古郷名なり、今詳ならず、薩州圖師高城より蒲生に向ふ通路にして、田尻、樋脇、蒲生と次第す、延喜式には田後に作る、平佐の地なるべしとも想はる、樋脇の櫟野を參考すべし。

隈之城(クマノジヤウ)

今隈之城村と云ふ、市を向田(ムカフダ)町と云ふ、薩摩郡の治所とす、鹿兒島を距る十二里、平佐木引の諸村を管轄し、川内河の南岸に居る。

向田(ムカフダ)

肥後出水の街道、茲に當り、川内河の渡津とす、丁丑の役、官軍阿久根口より一隊兵を發し、河畔に至る、六月廿二日とす、薩人來りて之を拒し、其兵六百、廿三日、官軍凡六百、下流を渡して舟を覓め、嚮導者を率ゐ、向田の渡船を奪ひ、新田八幡祠下の淺瀬を渉り、火を縣家に放つ、薩人投げ退き走る

宮里(ミヤサト)

今隈之城の大字にして、向田の西に在り、志奈尾(シナチ)神社あり、此神は三代實錄、貞觀二年、薩摩國志奈毛神と見え、其毛字は尾字の譌りなるべしと云ふ。地理纂考云、宮里は往古一郷にて、新田八幡宮の神領なり、執印氏の古文書に「建仁四年、宮里郷、地頭、散位紀正家」とありて、正家即執印氏の人とす、又建久圖田帳に「薩摩郡宮里七十町、內社領七町五段、安樂寺領一町、國分寺領、公領六十一町五反、島津庄寄郡、郡司紀六大夫正家」とあり、土人は今の新田八幡宮、往時は此宮里に在りしを、後世可愛山陵の龜山に移し奉るとも曰へり。

高江(タカエ)

今高江村と云ふ、隈之城の西にして、北に川内河を帯び、南に串木山を負ふ、西方は大海に至り、久見崎、寄田浦の二大字あり。高江の東河に臨み、と稱する一丘あり、天正十五年、豊臣氏の軍營址にして、之に登れば川内河上下數里の原野、一望の下にあつまる。

久見崎(クミサキ)

川内河の海口にして、京泊浦と相向し、其南岸に在り、寄田浦は更に久見の西南一里に在りて、串木野の羽島浦に近し。百國考云、神山は高江より之を望むべし、神物の象を負ひ、祥光溶々として四方に滿てり、故に久見崎と呼ぶ所あり、往昔ここに孝女(フクエメ)住す、文德實錄に「仁壽三年、賑薩摩國孝女、揖宿(クミサキ)郡依賣、叙三級終身、旌表門閭」と見えたり。

(前掲)

避石郷(サクイシ)

和名抄、薩摩郡避石郷、○今詳ならず、佐久伊志と訓むべきか、或は北只在にして、石は在と誤りにやと云ふも、徴據なければ取り難し。

幡利郷

和名抄、薩摩郡幡利(ニヒハリ)郷、○今詳ならず、波里と訓むべきか、新治など云ふ名あるも同しきにや。

甑島(コシキ)

薩摩郡の西、凡十五海里の洋中に在り、其北は天草洋、南は七島洋、西は大海洋とす。古へより一

（甑島郡）

判に建て、甑島郡と稱せしが、明治二十九年、廢して薩摩郡へ併せ、上甑下甑里、三村に分つ、人口一萬七千五百。和名抄、甑島郡管郷甑島とあるは、一郷の謂ならん。地理纂考云、甑島は上下三つに分れ、東北を上とし、西南を下とす、其間を伊牟田瀬戸と云ふ、潮流甚急にして、潮時を以て伺候す、今人口一萬五千三百、戸數二千四百七十五、此島は古書に子敷とも錄す、和名抄には古之木之萬と註せり、又海東諸國記に「丁亥年、遣使來賀、書稱薩摩州、古志岐島、代官藤原忠滿」と、按に續紀「神護景雲三年、薩摩國正六位下、甑隼人麻比古、授正六位上」とあり此類歟、さて島名を甑といへるは、中甑島の中に東西へ潮の通ふ海門ありて、串瀬と云ふ、其内に甑形の巨岩あり、島民是を甑大明神と稱す、是より出たるべし、是に因て思ふに、串瀬戸のくしは甑の略語なるべし。續紀寶龜五年、遣唐使第四船、來泊薩摩國甑島郡、其判官海上眞人三狩、漂着耽羅國、被島人略留、但錄事韓國連源等、陰謀解纜而去、率遺衆四十餘人而來歸、第一船、海中斷舳艫、各分、主神津守宿禰等五十六人、乘其艫而着甑島郡」又三代實錄「貞觀十五年五月、先是太宰府言、去三月十一日、不知何許人、舶二艘載六十人、漂着薩摩國甑島郡、言語難通、問答何用、其首崔宗佐、大陳潤等自書曰、宗佐等渤海國人、國王差入大唐、賀平徐州、海路浪險、漂至此、國司推驗、公驗所書、年紀亦有相違、疑是新羅人、僞稱渤海人、窃來邊境歟、須將二船、向府之間、一船得風、飛帆逃遁、是日勅、渤海遠蕃、歸順於我、新羅舊敵、久挾禍心、宜令府國司官司、審加推勘、實是渤海人、須加慰勞充粮發歸、若新羅凶黨、全禁其身言上、兼令管内諸國重警守」異稱日本傳曰「寶閣樣原精華記、正安三年十二月十日、日本國賊、來于薩摩子敷者一隻、凡海上船可三百艘、此處一山來朝後事、南元史不見、高一山不歸、遠浮巨艦、候我動靜」又薩摩國郡田帳に「甑島四十町、役官御領、上村二十四町、本地頭在廳道友、下村二十町、本地頭藥師丸」とあり、寛永十九年七月十七日、日本人三人南蠻人六人を擁護し、當島の海岸に寄居、島人是を捕へ訊問するに、金一貫七十錢銀六百三十六錢を藏む、以て官に告け、長崎に護送すといふ、土人野に耕し海に漁し、綿布製品を産せず、人口繁殖して民居稠密なり、下甑の高峰の第一なるを敷根（シキシネ）岳といふ、次を青瀬岳、口岳といへり、上甑島は郊野稍多し。

（庭子）

上甑島（カミコシキ）　今上甑、里（サト）村との二に分つ、南北一里半、東西三里に滿たず、其南なる小島は、滿潮には全く離れて洲嶼と爲る、故に此洲嶼を中甑島とも云ふ。

百圖考云、里村入江（サトムライリエ）は上甑（カミコシキ）島にして、里村の民居この江上に繞れり、平良浦（タヒラウラ）は元是一島連接の地といへども、潮至れば四周に溢り、海石を沒し一孤島の如し。○地理纂考云、上甑海中池と呼ふ江三あり、周廻一里廿二町、海鼠を名産とす、水深十四尋、平良（タヒラ）港は即中甑港にして、寛政十一年、島吏長濱某、廳に言し、三年の功を以て、岩を碎き地を鑿ち、一小港を成就す、又里村に大炊中將頼國松木少將宗隆二卿の墓あり、此は慶長十四年、刑に處せられ、薩州硫黄島へ流罪申付られ、即本島に移し、遂に配所にて逝去せらる、其記に詳なり

（中甑）（平良）

下甑島（シモコシキ）　中甑の南一海里、其水道を伊牟田（イムダ）瀬戸と云ふ、島地長四里、横一里餘、其島頂大概は一千六百尺、今下甑村と稱し、手打（テウチ）港を以て首里とす、手打は南端に位置し、小灣曲を有し、漁船の寄泊に適す、其岬上に燈明臺の設あり。

百圖考云、瀬々（セセ）浦は崎嶼嶮岨なるが如く斷つがごとく、奇絶謂ふべからず、（海東諸國記に世々の浦と云ふは此にて、又今俗志々浦と呼ぶと）八颯（ハッサウアナ）穴は瀬々浦の海岸に在り、岩洞廣大にして、魚艇八艘を繋くに足れり、（此浦は島の西岸也）瀬尾瀧布（セビノタキ）は、島の東岸手打にあり、高凡十八丈、舟中之を望むに壯觀なり。

（手打）

日置郡

日置郡（ヒオキ）　薩摩郡の南、鹿兒島郡の西、阿多郡に接する地なり、今十二村に分ち、治所を中伊集院に置く（本編には、日置郡の山村を鹿兒島郡に併入れば此に除く）

日置は和名抄に比於木と註す、延喜式以前に見ゆるものなし、諸州地名に日置を幣岐と訓むもの多し、此なる日置も土人は吉田幣岐と云ふ。○本郡の南部は、舊伊作（イサク）阿多郡の地なり、明治二十九年廢して本郡に合併す、而も其上代の形勢を按するに、是等の地は皆吾田國に入るの屬なり、吾田國の條を參考すべし

合良郷（カフラ）　和名抄、日置郡合良郷（今詳ならず、合良は加不良と訓むべき歟、冠嶽の名存す、合良の義の訛にや、然れば串木野市來（イチク）の地にあたる。

冠嶽（カフリ）　薩摩日置二郡の交界にして、一名薩摩山と呼ぶ、三峰並び峙ち、其西嶺の麓を隈之城市來の諸邑に跨り、肥後路）とす、山中に熊野大神を祭り、地方の崇拜する所（百圖考云、冠嶽は、これを仰けば儼然として傑峙を極へ、恰も冠するに似たり、熊野神社は東峰の麓にあり、鎮國寺頂峯（チヤウホウ）院を以て別當とす、寶生（ハウシヤウ）山上の石室に中嶽（ナカタケ）洞窟あり、ころあり、中嶽を安置し、梯を架す、中嶽を過き阪道數百歩にして祠あり、中に權現の小祠を建つ、又傍の洞穴に自然の石筍を生じ、俗に蘇我馬子石祠の手栽とす、故に土人之を蘇我なほこと呼べり、西側頂峰院

（頂峰院址）

なり（今串木野村大字冠嶽）（地理纂考云、冠嶽の三峰に熊野三所の大神を祭る、山中陟塊多し、中に村木岩と稱するは中嶽の洞窟の西十町餘に在り、岩石崔嵬として村木を積みかさねるに似たり、上人呼の村木と呼ぶ、又天狗の栖所なりとて、妖僧の附會種々あれど略す、頂峰院文書は島津忠宗一通（下に出す）永久二年、串木野三郎平忠道一通、嘉永二年、地頭掾大前宿禰一通、寛元四年、惣地頭兼郷地頭代左兵衛一通、文明十四年、藏人頭右中辨藤原一通等を重要とす。

「異國降伏御祈事、去十月廿七日、關東御教書、今月廿日到來、案文如此、如狀者、薩摩國一宮、國分寺、宗寺社、殊可致精誠之由、相觸之、可令注進卷數之旨、可被仰下之旨、可被致御祈禱候、仍執達如件

正應五年十二月廿一日　左衛門尉花押

冠嶽別當仕僧門中」

文明戊戌夏、予隨太守、謁冠嶽寺、現住何人僧也、昔□□方士、□□徐福來於此地、脫其衣冠、今相傳以稱此島、山之巓有水可汲乎、□□深之夏、不注其□、旱亦無曾乾、□□匪一、或以爲津梁、殆不容者乎、　桂庵

徐福曾從海外來、初知日域是蓬萊、仙閭孔木春常在、祇得□君萬壽盃、

從一神人棄脫冠、仙丁景□□天壇、□□萬丈絳巖水、涌不添深旱不乾、（地理纂考）

串木野

今串木野村と云ふ、冠嶽の下なる海村にして、其西に羽島浦あり、又櫛木野に作る、頂峰院文書、永久二年薩摩郡内串木野村領主平忠道と見ゆ、一時彼郡に屬せしこともありし歟。

櫛木野城址○地理纂考云、建久年中、薩摩六郎忠直が三子忠道櫛木野を領す、忠直は川邊道房の弟にて、平姓也、忠道より五代七郎忠秋に至り、島津貞久當城を拔く、忠秋知覽に走る、文和四年、忠秋の子忠世、阿多北方の領主鮫島迎道等と、宮方大將三條侍從泰季を奉じ、當城に攻め寄せたり、師久知色城より來り救ひ敵を破る、此時師久の臣某渡信重戰死す、其後島津家の屬城々たり、天文年中川上上野介忠克之に居りしことあり。

「若宮道□所領、薩摩國串木野城郡、宮方大將三條侍從、并市來太郎左衛門尉、鮫島彦次郎入道、知覽四郎左、當□次郎入道以下凶徒等、去九月二日當城寄來之間、師久馳向五ヶ日致合戰、御敵等數輩討捕之、追落訖、同御方打死手負註文、先立令言上、隨而一宮殿註進令申者也

文和四年十一月五日　左衛門少尉師久

進上　御奉行所」

(櫛木野)

芹賀野金山

串木野の北、□□山中に屬す、島津家は寛永十七年初めて横川永野の金礦を開き、其後封内諸所に探り、芹賀野にも坑穴を創む、天和中に至り、此金山留められ、坑夫は皆□□山に移る、元祿十一年、江戶幕府より金銀鑛山を起すべき命ありければ、□□にて又芹賀野を試みしが、永□せずして罷む、近年□□再□して試みる所あり、此金山、□石は石英にして、輝銀鑛及び黄金を包有し、少量の黄銅鑛を伴ふ、近年々額金凡四貫匁、銀十貫匁、向田鎚を主脈とし、輝石安山岩中に發達す。

地學雜志云、羽島鑛山は羽島崎の東にして、串木野驛の直西にあり、市來港を距る西北三里、芹箇野鑛山を距る西へ二里許、礦床の區域は白濱の東西約五千尺間に亘れる海岸の以北にあり、地体は火山岩の一端に在りて、山箇野若くは芹箇野に礦脈を胚胎するものと一樣、輝石岩安山岩なり、營業上鑛石の歩留りは、金銀合せて探礦萬分の四乃至五に居り、金銀の割合は平均金三分銀七分に該當せり、鑛脈は二十條の多きありと云ふ、脈幅一般に狭少ならず、且其既に探坑を經たるもの七條は、營業上採掘に堪ゆ、又地位より論ずれば、羽島鑛山の鑛脈は芹箇野に敷衍するもの□先に非ずんば、必や是と等しく同時均一の地質的作用に相因して、成生せられたるものなるべし。

(羽島金山)

羽島浦

今串木野村に屬す、串木野の驛所より西方二里、阿多□□の北角にして、一岬あり西南に突出す、呼びて羽島崎と云ふ、民家（人口三千五百）は岬角の東北内方に簇集し、漁樵相半ばす、北嶺は薩摩郡高江村に跨り、御山と號す。

文祿元年五月廿三日、連日有□風、于時義弘在朝鮮、以故積風於串木野□方社、為法樂詠一首

夕すゞみ御山下しにさそはれて繋ぎし船の出つるみなと江　島津義久（地理纂考）

六高志云、沖羽島は羽島埼の南西四浬半にある小多樹島にして、高三〇〇尺、是と埼との間は無礙水道なり、當地は羽島埼の附近水深七尋の處にあり、偏北及偏風を遮障す。

(羽島崎)

市來

今東西の二村に分つ、串木野の東南に連り、山を負ひ海に臨む、建久圖田帳に市來院百五十町と錄したる大郷なり。今西市來町大字湊、六里を驛所とす。百國考云、市來湊浦は驛路にして、山水を前後にす、村頭の渡口を薩摩渡瀨といふ、石楠千歳の色を含み、風光殊に美なりとす。

市來城址は西市來村大字大里に在り、地理纂考云、市來氏に大藏惟宗の兩姓あり、共に入來院の下司たり、其大藏姓は、寶龜年中、大藏政房始めて薩摩の國に下向し、市來院郡司となり、第四世十郎家房一女あり、薺子御前といふ、因て外孫惟宗太郎左衛門政家に娶せ、政家に院司を讓る、かくして政家其名橋口次郎家忠に大藏姓を冒さしめ、政家は惟宗姓を稱して、子孫世々院司を繼襲す、惟宗姓市來氏系譜に曰「惟宗民部大夫廣言、晩年從忠久

下向予薩州、(錄市来院)」又土人の傳說に曰く、惟宗要昔は丹後局と共に薩州に下向し、入来院鍋ヶ城に在りといふ、此說付し難し、安國寺申狀云「民部大夫は日向國にて候ける間、島津に居住候、民部大夫も比木判官も、忠久の兵亂に討せ候ぬ」云々、山田聖榮自記云「御養父民部大夫殿も始は島津に居住ある處、島津殿を奉申」云々とあり(此書日向島津莊の條にいへり、參考すべし)圖田帳に「市来院百五十丁、島津御莊寄郡、地頭右衛門兵衛尉」とあり、此右衛門兵衛尉は即島津忠久なり、是等に依るに當時廣言は島津に居住し、市来地頭は島津忠久にて、院司は大藏姓市来氏なり、さるを國人山本正誼が井尻記に、忠久此國の守護職にて此國に下り、廣言を迎へ取りて、市来院の地頭職に補したりと記したるは、更に採る處を知らず、又丹後局の遺跡も信じがたし、傳曰「丹後局は右大將頼朝に寵せられ懐妊す、平政子是を妬む、攝津國住吉に至りて忠久を生む、頼朝命じて丹後局を惟宗廣言に嫁せしむ、故に忠久は母に從て廣言の家に生長す」さて政家より第四世、氏家入道欽意は武術を善くす、高田に類といへる鄙あり、市来氏京師にて病死し、宗臣左近充と云ふもの形見の物と交とを故郷に携へ下りし塚を作したり、此市来氏、氏家より三代久家の時、島津立久に亡ぼされ宗絶ゆ、

市来湯泉は、東市来村大字湯田に在り、鹿兒島縣にして二所に湧出す、溫各百十六度、浴槽數面を設け、來浴の客多し、湯田稲荷は津島出國及處々の崇敬ありしに同なりきて、國主歷代の歸依深かりしと云ふ。

鶴丸城址(ツルマル)

東市来村大字長里に在り、地理纂考云、市来の鶴丸城は城山に在りて、數個の城郭に分つ、山下は水田或は深淵にて、四方絶壁なり、建武四年七月、市来太郎左衛門時家、官軍に應じ當城に據る、兵勢稍振ふ、島津孫三郎頼久兵を率ゐて當城を攻む、八月城兵出戰し、石走(大里村にあり)赤過(湯田村にあり)等に戰ふ、九月大隅國三郎兵を引て當城を救ふ、頼久兵を還して伊集院郡木に戰ふ、既にして復當城を圍む、三條泰季兵を引て市来を救ふ、守護の軍是と戰ふ事數十度、曆應三年八月、島津貞久諸軍を將ゐて伊集院一宇治城を拔き、再當城を攻む、市来時家降る、貞治三年、市来久家又反して當城に據る、島津立久兵を督して是を討つ、久家其子四家と共に逃亡す(一說、久家等舉家舟に乘り逃去りしに、舟覆りみな溺死すといふ)市来政家市来郡司職たりしより六世を歷、久家に至て其宗若絶ゆ、今の市来氏は皆其庶流なり

養母(ヤボ)は東市来村の大字にして、湯田の東なる山中に在り、養母に接し伊作田(イサクダ)と云ふ大字あり、伊作田の海岸は江口(エグチ)濱と稱し、吉利道に布き、阿多海灣の中央に當る、此より以南加世田まで七里、汀線一様に砂濱とす、伊作田は島津文書に「文和三年四月、薩州國徒等賜集市来院伊作田城、可令破却山城之由、相巧候」と見ゆる地也。

(伊作田)

伊集院(イジフヰン)

今上中下の三村に分つ、市来の東南なる山中にして、其溪谷を神野(カンノ)川と云ふ、圖田帳に日置郡百八十町とありて、頗大邑なり。東に小嶺を隔てゝ鹿兒島と相接す、谷口(タニグチ)(中伊集院村)を以て驛所とし、(西目街道)又本郡の治所とす、鹿兒島の西四里半、隈之城の南八里。

(谷口)

中伊集院大字大田(オホタ)に一宇治(イチウヂ)城址(一名城山)あり、伊集院氏の故跡とす、島津歷代歌に「三世久經稱道忍、伊集院亦骨肉匂」と詠し、久經の弟忠經を伊集院の祖とす。忠經日置南多井に大隅の地を兼領し、子孫強大、長門守忠國に至り、賜國中宮方に應じ、島津貞久と衛守す、忠國四世孫大隅守熙久は、康正三年朝鮮に通商して、歲船を約せる事、海東諸國記に見ゆ、熙久後島津忠國(鹿兒島九世)の逐ふ所と爲る、大永七年、出水領主島津實久、伊集院を襲ひ之を取る、天文五年に至り、島津貴久、一宇治城を拔き、出水の兵を逐ふ。

(一宇治)

圖田帳伊集院百八十町は嶋得名田と注す、嶋得とは私墾名田の一種にて、其謂あることなるべし、收穫全額を得分とする義にや、其細目は

下神殿十六町、上神殿十六町、桑畑田五町、寄田六町、大田五町、寺脇八町、野吉二十五町、土永二十五町、(院司八郎清景)嶺仮田八町、(名主橋大宮清直)上梓十三町、(名主紀四郎時員)河俣十町、(名主南方日置)十善六町、(名主平元信)飯牟禮三町、松本十八町、等なり、外には谷口十四町に嶋得の注なし。

苗代川(ノシロコ)

下伊集院の大字なり、壺屋(ツボヤ)とも云ふ、陶工多し、是れ朝鮮俘囚の裔にして、近時戸數人口は一千五百、天保十一年、朴正官の傳ふる陶器を造りしより、薩の古法一變す。百國考云、苗代川は朝鮮種族一團を成せり、抑この俗のこゝに來るや、先世征韓の役凱旋の日、捕虜の朝鮮人二十二姓(異姓にして、朴李卞等、今十有七姓の存續れり)男女數十人を率ゐ來れり、今殆數百戸に及び、素より國言に習ふといへども、俗韓音を交へ、家族服制のごときも本國俗を存し、窯業を業として生活をなす、又神社及び墳墓あり、(樂器は近く朝鮮より傳へしものなり)、唯その吹曲、[illegible]の葉を用ひ、これを口に當て、吹くに[illegible]の指頭を以て[illegible]すれば、音調律に合ふ([illegible]に[illegible]る)其神社は巫子立て手に神力と鈴([illegible]をシンカル鈴をハアライといふ)とを持ち、[illegible]て舞を[illegible]す、又その[illegible]は數十人引連れて、[illegible]く舞ふがごとく、起伏象を成し、進退度ありて、甚く[illegible]なり、(地理纂考云、慶長三年の冬、朝鮮歸降の男女八十餘人、串木野に著船し、同八年伊集院郷[illegible]の野に[illegible]され、陶を製して生活の業をなす、寛永元年、三十餘戸六十餘人を大隅國[illegible]郷[illegible]野原に[illegible]さる、近代に至り屋

張又は肥前の製法を傳へ、錦花の細工を專門し、頗上品を出す。○鹿兒島外史云、朝鮮俘囚、拘留數十家、在苗代川與笠野原、婚娶皆於其種、殊不交他族、子孫號河陽氏、傳麻郭子儀之系譜矣。

麥生田 今上伊集院と云ふ、橋口市左衛門兼弘の館址あり、大隅肝付の領主伴氏の庶流、日州三俣院の郡司伴兼重、兼重六世孫兼貴此地に移り、家號を橋口と改む、兼廣四世孫兼弘は島津貴久に仕へ功あり、後島津義弘に隨從し、元龜四年眞幸院に戰歿す、其子孫久く家緒をつがず。

智賀尾神社 今上伊集院村大字德重に在り、知賀尾六所宮と稱す、三代實錄、貞觀二年、薩摩國從五位下智賀尾神、授從五位上と是也。(名勝志)

神野川 伊集院の北、嶽の山中に發源し、郷中の諸澗を併せ、西濱海に入る、長凡五里。

納薩郷 和名抄、日置郡納薩郷。○今詳ならず、下伊集院村に大字入佐、此遺稱にや、然らば下伊集院并に日置吉利などの地にあたるごとし。

富多郷 和名抄、日置郡富多郷。○今詳ならず、上伊集院中伊集院などにて、大字大田は富多の訛にや、富を保に假る例ありと想はるれば也、再考を竢つし。

日置 今日置村は伊集院の西南なる海村にて、建久圖田帳に「日置北郷七十町、本郡司小藤多貞隆、又日置庄三十町、同北郷內佛勅寺、下司小野小太郎家綱」とある者此也、日置の長汀を帆湊門と稱すれど、泊舟の便宜なし。

吉利 今吉利村と云ふ、日置の南なる海村なり。百國考云、吉利は殊に山水の興を兼たり、されば昔その勝景にめでて、十二の品題を撰べり、平松宰相時章卿の和歌あり、向原朝霞、南谷櫻花、森川夏木、尾上白雨、尾立秋月、町田落雁、境川千鳥、黒岩暮雪、吹上晴嵐、野崎夕照、園林晚鐘、上濱歸帆の十二景とす。

永吉 今永吉村と云ふ、吉利の南に並び、又海村なり、此地は舊日置南郷にして、近代は國主の一門島津中務の食邑たり、中務の祖家久(豐義弘の弟家久)父子共に武名あり、豐久の養子忠榮南郷を賜ふ。

(南郷) 南郷城址は桑波田氏の古壘なり、建久中、桑波田藏人孫六、壘籍と云ふもの、實に此地の主たり、其苗孫桑波田孫六、大永年中、出水の島津實久に黨し、島津忠良に抗衡したり、天文の初め忠良の擊破する所と爲り、其家亡ぶ。(薩隅考)○建久圖田帳云、日置南郷內外、小野十五町、地頭右衛門兵衛尉、同三十六町、沒官御領、地頭同。

伊作 今伊作村と云ふ、日置南郷の南に接し、東に山を負ひ西に海を濱へ、南北二里、東西三里の大村なり、其中央中原を要所とす。伊作は建久圖田帳に伊作郡二百町、地頭右衛門兵衛尉(忠久)と錄し、延喜式に列する古驛とす、和名抄には伊佐久と註し、利納の一郷を錄す、何の世より郡名廢したる歟、詳ならず。

(伊作郡) 中原に龜丸城址あり、島津忠宗の次子大隅守久長此に築き、本郷の領主たり、子孫伊作家と稱したり、島津忠良貴久同義弘の三國主は、此城中に誕生ありと云ふ、天正以後廢絕す。地理纂考云、伊作郷湯之浦に田中城址あり、是れ建久年中和田親純の居城とぞ、親純は伊豫藤原純友が遠孫の後裔なり、建久八年內裏大番の催狀に、伊作平四郎と見えたるは、親純が後胤伊作實純なりといへり、一說、平氏村岡五郎良文の四世孫、伊作平次貞時、九州の總追捕使として、薩隅日及び肥前國を領し、肥前羽島に住す、四世平次郎良道來りて當邑を領す、良道の嫡女は肥後國菊池四郎經遠が妻なり、故ありて當邑此女の所領となり、其後菊池三郎遠秀に與へけるに、經遠歿して此女和田八郎親純が妻となる、是に於て又親純に讓れりと古記に見えたり。(阿多郷參看)

(伊作城址)

湯之浦 今伊作村の大字にして、山間に在り、炭酸泉涌出す、温百五十度、沙礫中より出て、樋を通して湯槽に導く、潔淸なり、浴客常に多し。湯之浦の北、大字與倉の路傍に、淸泉涌出し、中に香稻自然に生し、年々熟り。

(與倉)

利網郷 和名抄、伊作郡利納郷。○納字は網字の誤寫なること、本注其例あり、然らばトナミにて鳥網の義あり。

田布施 今田布施村と云ふ、伊作の南なる大村なり、三代實錄、貞觀十五年、多夫施神授位の事見ゆ、今大字尾下、金峯山の麓に勝手明神あり是歟、神祇志料には尾下の火燒明神是なりと云ふ。地理纂考には金峯山の勝手明神是なり、和州吉野の神を迎祭すと、また云、多布施は田麓の義なり、窖屋にして偃せるが如き、田中の麓を云ふ、安閑紀に婀娜國の南倉とあるも、此田麓なるべし、金峰山藏王權現を俗に安閑天皇を祭るとも云ふにならずや、云々、皆附會の說のみ。

(尾下)

吹上濱 阿多海灣の沿岸は、田布施の沙濱最廣大なり、大字高橋に屬す。百國考云、吹上濱、阿多郡高橋村の海濱にして、西洋を面とす、故に西北の風巻て白沙を揚げ、縁海十數里これがに埋れて、林叢岡陵悉皆銀山玉嶺を望むがとし、海に久多島と呼ぶ小嶼あり。地理纂考云、或書曰く、砂を吹上る地は何かたにても吹上と名付、就中すぐれたるは薩州西南の濱の吹上なり、其海元より限なき大洋にて風荒らければ、白砂をうつ高く吹上げ、又是を吹ちらすゆゑに、其砂の高低さたまらず、濱の小女のよめるとて、

吹上の松は眞砂に埋れて老木ながらの小松原かな。

(高橋)

田伏郷 和名抄、阿多郡田水郷。○國名沿革考云、田水は田伏の誤なるべし、今田布施村存ず。(高山寺本に、伊作郡田永とあるも非也)

阿多郷 和名抄、阿多郡阿多郷。○田布施の南を今も阿多郷と稱す、即阿多村なり、萬野瀬川の北

(阿多郷)

岸なる山村とす、益吾田國阿多郡の本據とす、吾田國の條参考すべし。阿多郷は和名抄四郷に分ち、北郷[illegible]の二郷は後世川邊郡へ入るに似たり、而て阿多の郡名延喜式に見えず、[illegible]のみ、近代阿多郷は伊作郷をも併せしが、明治二十九年廢して日置に入る。

[illegible]、[illegible]八年の條に、[illegible]州[illegible]人阿多平四郎忠景とあるは、島津文書、建久八年の大番注文に、伊佐平四郎と云ふもの[illegible]同家なるべし。[illegible]記には「伊作平四郎忠景、[illegible]、後[illegible]」と曰へり(地[illegible]考)此忠景は保[illegible]に、

當西八國[illegible]朝は、阿その三郎忠景の子、平四郎忠國が婿となり、云々

と錄したる者に同じ、其阿そと云ふは、全く阿多の誤にして、忠景を三郎とあるも疑ふべし、俗說忠景を肥後の阿蘇家に擬する說あれど、阿蘇系圖に忠景なし。又爲朝[illegible]下向の事は、

史[illegible]云、入來郷本田氏の古文書に、惡源太殿下文と裏書したるものありて、「下下本田郷住人等、定補郷司職事、藤原[illegible]綱、右[illegible]相傳之上、所令參入、早令安堵、住人[illegible]等、可令勤[illegible]役之狀、所定補如件、住人宜承知、不可違下知仍下、久壽二年三月廿三日、源判」とあり、正に爲朝西下の時に當れば、惡源太とは爲朝なるべし、

亦一徵に足る、然れども源八を源太と曰へるは尙考ふべし。一代要記に、平貞能が、壽永二年六月、九州より源八の子息の頸を京都へ持參したりと云ふは正しく爲朝の遺孽なり、東鑑文治三年の條に「平家在世之時、阿多平權守忠景、依[illegible]勅勘、逐電[illegible]貴界島」とある理由、幷に爲朝が往昔南島に渡航したりと云ふ傳說も、相参照して發明する所あるべし。又

建久八年、當國[illegible]田帳曰、去文治年中之比、依[illegible]者[illegible]、役[illegible]之間、[illegible]田注文[illegible]の[illegible]者の說[illegible]は、文治三年の鎌倉將士が[illegible]島を[illegible]伐したるに相符合し、[illegible]必定阿多[illegible]の人なり、(宮[illegible]本[illegible]氏文書に、[illegible]の狀「[illegible]人[illegible]後[illegible]者[illegible]、大[illegible]」の名字を見るも如何なる人と云ふとを[illegible]にせず)阿源八の[illegible]にやとおもはる。

又、[illegible]田帳、阿多郡二百五十町內

寺領[illegible]十四町六段　[illegible]寺　社領四町　同寺

寺領五町　[illegible]　社領八段　正八幡宮

公領百九十五町四段　[illegible]御領地頭伴女島四郎

久吉百五十五町四段　高橋五十町

此にある高橋は、今田布施村の大字にのこる、又阿多北方と稱したるも此郷なるべし(南方は今川邊郡の村名に殘る)伴女島四郎は、東鑑石橋山合戰の條に、鮫島四郎宗家とありて、東國武士なり。

[illegible]吉人可[illegible]之由、有[illegible]聞之間、所下遣御家人等、於當西也、[illegible]下[illegible]用代官、於薩摩州阿多北方、相伴守護人、且令致[illegible]國之防禦、且可[illegible]領內之惡[illegible]者、依仰執達、如件

文永八年九月十三日　相摸守　左京權大夫

阿多北方地頭殿(島津文書)

宮崎(ミヤサキ) 今阿多村の大字なり、山王社あり、阿多一郷の鎭守にして、神鏡の背に永平八年八月八日と銘し、土人の傳に鮫島氏の建立とも云ふ。建久八年圖田帳に「阿多郡村原十五町、地頭鮫島四郎」ともありて、此家の人々の建立にや、(村原の字は今加世田村に存す)天文十七年再與棟札に「大[illegible]主[illegible]主、云々、地頭、島津治部[illegible]弘」と記す。又宮崎の[illegible]上宮寺址に[illegible]野祠あり、神鏡の背に「大願主島津藤原忠幸、永正十五年戊寅五月」とあり、忠幸は運久の初名なり、運久は花瀨に居り、忠良の父とす。

萬野瀨川(マノセ) 川邊村の北、髮石山に發源し、知覽川(チラミ)を併せ西に[illegible]し、阿多加世田二村の間を過ぎ海に入る、[illegible]九里、阿多村の一[illegible]南流して[illegible]川に入る、合流[illegible]を[illegible](ハナセ)と呼ぶ、[illegible]下[illegible]、[illegible]を[illegible]ること[illegible]、[illegible]加世田の[illegible]仁原を[illegible]て小[illegible]にて海に入りしが、享和三年改疏して、今の如く吹上濱に導く。

秋妻屋浦(アツマヤ) 今詳ならず、[illegible]阿多郡なりと云へど、加世田浦なりしやも知れず、後世に此名聞えず。

[illegible]眞人和上東征傳云、天寶十二載、和上向日本國、[illegible]、大伴副使[illegible]和上及[illegible]、[illegible]己舟、[illegible]、十三日、普照師從越餘姚郡來、乘吉備副使舟、十五日壬子、四舟同發、有一雉飛第一舟前、仍下碇留、十六日發、廿一日戊午、第一第二兩舟、同到阿兒奈波島、在多禰島西南、第三舟昨夜已泊同處、十二月六日、南風起、第一舟著石不動、第二舟發向多禰去、七日至益救島、十八日自益救發、十九日風雨大發、不知四方、午時浪上見山頂、廿日乙酉午時、第二舟著薩摩國阿多郡秋妻屋浦

川邊郡

川邊郡(カハナベ カハノベ) 日置の南にして、薩州西南隅の一郡なり、今八村に分ち、郡治は加世田に在り。

川邊は延喜式河邊に作り、和名抄加波之倍と註す、中世以降郡界の[illegible]しばしばこれあり。川邊氏は平姓、其族[illegible]吾田の[illegible]國[illegible]に蔓延し、久く地方の[illegible]たり、建久圖田帳に川邊郡二百二十町內、

府領社十町　下司平太道綱

公領二百十町　島津御庄寄郡

と錄す。道綱は東鑑、文治二年、河邊平太道綱[illegible]界島(キカイ)に至る由見ゆ、平山[illegible]久道の父にあたるとし、[illegible]界は

古へ十二島と云ひ、薩摩方に屬して、川邊氏の所管たり、近世は川邊三島、寶七島の目ありしが、今大隅國大島郡の所屬と爲る。

鷹屋郷（タカヤ）

和名抄、阿多郡鷹居郷。○今の加世田村蓋是なり。西藩考云、加世田郷は和名鈔に鷹屋とす、里人竹屋尾とも稱ふ、蓋尾とは丘にて、猶竹屋の岡といへるにひとし。

鷹屋神社、今東加世田村大字宮原に在り、地理纂考云、當社は始め内山田村なる竹屋が尾の麓にありしを、後此地に遷して一郷の總社とす、慶長十五年再興の棟札あり、其表に應保元年造立等とあるを思へば、此時既に此地に遷坐ありしなり、此外に建治三年、正和四年、正中四年、文明八年に重建の棟札あり、土人の一説に當社は往古竹屋の山下に鎮坐ありて、野間神社の神事に神輿竹屋に臨幸ありしを、其道遠きが故に宮原村に遷坐ありしと云ふ、宮原より竹屋まで凡二里なり。

加世田（カセタ）

今三村に分れ、加世田、東加世田(唐仁原（タウジンバル）)西加世田(片浦)と云ふ。田布施阿多の西南なる一邑にして、阿多郡の南側を成し、長屋山、野間嶽等羅列し、山海の景なり、上古之を吾田の笠沙碕と呼び、天孫降臨の遺蹟とす。加世田は今大字武田（タケダ）の稱を以て郷所とし、川邊郡の治所此に在り、鹿兒島の西南十里。

(武田)

國田帳云、加世田別府百町内、社領二十五町新田宮、下司藤田太郎光[illegible]、公領七十五町、山田村二十町、名主肥前國作人石居入道、千與富四十町、郷司別府平五信忠、村原十五町寳官御領。

別府城址（ベツプ）

武田に在り加世田城とも云ふ。地理纂考云、加世田別府城は、建久の比、別府五郎平正[illegible]の居れる所にして、(正[illegible]は川邊平次郎太夫道[illegible]の四男)子孫同府を家號とす、國田帳に加世田別府百町とあるは此地なり、南北朝の時別府氏官軍に屬し、當城に於て屢攻戰あり、應永年中、別府氏勢力衰へ、守護方に應ぜず、因て島津久豐此地を島津國久に與ふ、(國久は久豐第二子用久の嫡男なり、用久は出水阿久根等を領す)國久の曾孫三郎太郎忠良城主たり、忠良の子八郎左衛門實久家を嗣ぎ當城に在り、遂に兵を發して三个國を奪はんとす、時に相模守忠良田布施に在り、天文六年四月、加世田に來り實久と和を議して成らず、既にして實久當城に守兵を置て出水に歸る、七年十二月忠良兵を發して當城を攻む、忠良兵を分ちて二隊とし、一軍は子貴久を將とし、一軍は樺山忠將を將として俱に當城を攻め、守將大山内藏介を斬る、實久が將大寺[illegible]前鎭田[illegible]山田川邊の軍を率ゐ來りて城兵を援ふ、貴久兵を分て是を破り、遂に當城を拔く、是より忠良の威大に振ひ、四方之に歸服す。

長屋山（ナガヤ）

加世田三村及び南方二村の中央に特起し、方俗長井（ナガイ）山と稱ふ、神代紀に見ゆる吾田の長屋の笠狹とは、此山の傳地を指すとぞ、長屋川は山中の諸澗を容れ、武田、北にて萬之瀬川に入る。

地理纂考云、長屋山東西三里、南北四里、加世田郷の中央に在り、土人今長永山と云ふ「膂宍之空國（ソシシノ）自頓丘、覓國行去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、云々、亦一書曰到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋（ナガヤ）之竹島（タケシマ）」とある長屋なり。

(長屋)

竹屋（タケヤ）

今加世田村大字内山田（ウチヤマダ）に在りて、竹屋尾と呼ぶ處此とぞ。地理纂考云、日本書紀、神代巻一書曰(上略)吾田鹿葦津姫（カシツヒメ）見天孫曰、妾孕天孫之子、不可私以生也、皇孫曰、雖復天神之子、如何一夜使人有娠乎、抑非吾之兒歟、木花開耶姫甚恨、乃作無戶室（ウツムロ）、而誓之曰、吾所娠是若他神之子者、必不幸矣、是實天孫之子者、必當全生、則入其室中、以火焚室云々、凡此三子火不能害、及母亦無所少損、時以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號彼地曰竹屋」とあり、今土人神山或は竹屋が尾又は略して竹が尾とも云ふ、山の高三十町にて、絶頂四畝許の平地あり、此所を皇子御降誕の跡と云ひ、即無戶室の跡なり、西北の方百間許下に竹林ありて、凡二畝許あり、土人へらたけ山と呼べり、此竹俗に箆竹と號す、他國には稀なりとぞ、其形狀周り二寸許にして、節の間一尺或は一尺餘なり、箭幹の如し、又當時の皇居遺趾は、即竹屋の西北の山下なり、寶遺の平地にして今宮田なり、地名を笠狹野と云、名義詳ならず、塵添壒囊抄に「皇孫瓊瓊杵尊、日向國宮崎郡高千穗槵觸峯にあまくだりまして、是より薩摩國閼駝（アタ）郡竹屋村にうつり給ひて」云々、此所の四方に宮里、宮内、京峰等の地名あり此は皇居の遺稱なるべし、今宮原村に高屋神社あり、往古此所より遷座ありといふ。

(内山田)

野間嶽（ノマ）

又竹島（タケシマ）と云ふ、古名笠沙碕今の西加世田村是なり、一小半島にして、西北に延伸し、阿多溝の南側を成す。内方に片浦大浦の二澳あり、共に西加世田の大字とす。其高頂を大嶽と云ひ、之に亞ぐを小嶽と云ふ、竹島とは其島の義にして、長二里半、横一里、其海埼の高峰斜出凡二十町、之を野間の岬と呼ぶ、水路志云、野間（ノマ）岬、[illegible]薩摩海中、最西に斜出し、其海方面は[illegible]崖を成し、分立岩之を圍繞す、又水上岩多し、地勢は該角より漸起して、野間嶽(一九六八呎)となる、野間岬と片浦の間は、其海岸は海岸に沿ひ北方に突ち、閉口は南方に向ひ、[illegible]方大[illegible]に二鏈半乃至三鏈に達し、斜出附近に[illegible]礁を生ず。

(竹島)

(野間岬)

片浦（カタウラ）

今西加世田の大字にして、野間岬の[illegible]なる小港湾なり、又小浦とも云ふ、古への竹島之門は此なり、孝德紀に「白雉[illegible]年、使人高田根麻呂、於薩麻曲竹島之門、合船沒死、唯有五人、繫身一板、流遇竹島」と竹島は野間嶽の島なるべければ、即此とす、[illegible]時の條にも其說詳なり、水路志云、片浦小港なれども、充分に諸風の保護あり、

湊口は北方に開くも、其外側に高島及柄羽島あるを以て、[illegible]人を拒く、[illegible]は[illegible]なり、其西側、高山より吹下す[illegible]時は殊に[illegible]り。此[illegible]西[illegible]片浦村より、大日[illegible]より[illegible]て、[illegible]里、[illegible]三里、[illegible]

笠狹碕(カササノミサキ)

[illegible]に作る、[illegible]野間[illegible]也、[illegible]にて[illegible]、野間嶽に[illegible]なるを云ふ。

(笠沙御前)[illegible]、古事記に「[illegible]之御前、而詔之、此地者[illegible]、朝日之直刺國、夕日之日照國也、故此地甚吉地詔而、其底津石根、宮柱布斗斯理、於高天原、冰椽多迦斯理而坐也」とありて、此[illegible]より[illegible]、この野間の笠狹御碕に到坐ぬ、書紀に吾田長屋笠狹之碕(アタナガヤカササノミサキ)といふものも、[illegible]吾田國をいへる故なり、天孫此にて[illegible](カシツヒメ)を娶まし、三人の御子を生み給ふ。○地理纂考云、笠狹碕は薩島の高千穗峯より三十里餘西南にして、今野間嶽と云ふ、神代紀の趣をば此地に就きて[illegible]るに、長屋(ナガヤ)を長狹に作り、竹島は即野間嶽にて、笠狹は野間の嶽なる事、更に疑ひなし、其は神代紀に「[illegible]、自[illegible]國[illegible]去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、云々、又到吾田笠狹之碕、遂登長屋之竹島」とあるに[illegible]を合する如くなれ[illegible]なり、さて笠狹は名義[illegible]竹(カサスナ)はにて、[illegible]に[illegible]云へるなり、又同代紀に[illegible]笠狹(カササ)之御碕、又の名を吾田津姫(アタツヒメ)と云へるも同意にて、笠狹碕なるを思ふべし、[illegible]あるは、此地[illegible]なる[illegible]にて、[illegible]に地名を以て稱へしなり、そもく此の吹上の地、西北大洋より吹き上ぐる眞(マ)砂(サゴ)積りくて數十里の海岸、堤を築けるが如く、野間の嶽は[illegible]なれば、[illegible]あるに[illegible]へり、(今按に、笠狹訛りて加世狹と爲り、加世田と爲る、然れども[illegible]津は自ら別語にして、笠狹とは干與することなし、

竹島は片浦の[illegible]を参考すべし、[illegible]の[illegible]

野間(ノマ)神社

[illegible]に在りしを、寛政十三年今の地に移し奉る、そもく此山島は[illegible]の[illegible]にして、古へより[illegible]地と稱す、毎年正月[illegible]を行ふ、[illegible]の代参あり、加世田の[illegible]地頭所より六里許なれば、神官以下かかりの人々、十八日の[illegible]より[illegible]方に赴き、片浦の宮原[illegible]の宅に一宿す、其一行は上下數百人明くるを待て嶽に登る、社頭まで凡一里、其登路極めて險難なり、俗祭祀終り神輿を奉じて山を下る、[illegible]世の常の[illegible]にして、杉の[illegible]三尺許なるを、長一間三尺に伐り淸く皮を去りて、頭に柴(方言力柴)の小枝を、[illegible]て[illegible]なり、廿日の明け方に宮原村[illegible]社に神輿を駐む。

葛例(カレ)鄕

[illegible]、[illegible]葛[illegible]、(今詳ならず、其[illegible]けたり、大隅[illegible]に葛例(カレ)の地名あり[illegible]合せば、[illegible]べきに似たり、而て其地域は勝目川邊(カチメカハナベ)の兩村に當る歟。川邊は本來阿多郡なれど、中世阿多川邊[illegible]二[illegible]、唯北方南方を以て相分つ所あり、[illegible]は[illegible]川邊平次郞氏の居邑となり、葛例の稱亡びて川邊を以て之に代へしごとし。

勝目(カチメ)

今[illegible]目村と云ふ、加世田の東に接し、又山田と屬ふ、建久圖田帳に「加世田別府百町内、山田村二十町、名主、肥前國住人、石居入道」とあるは此[illegible](今加世田村にも、大字内山田ありて、存す)又按ずるに、勝目は[illegible](カタマ)の[illegible]、[illegible]にも[illegible]の地名ありて、竈の轉訛に似たり、竈は竹器にして、又竹を以て造れる小舟の名なるべし、神代紀に

[illegible]火々出見尊、行吟海畔時、[illegible]土老翁、[illegible]乃作無目籠(マナシカタマ)、内彥火々出見尊於籠中、沈之于海、卽自然有可怜(ウマシ)小汀、於是棄籠遊行、[illegible]之宮、一書曰、[illegible]中[illegible]投地、則化成五百箇竹林(イチツタカハラ)、因取其竹、作大目[illegible]籠(オホメアラコ)、内火々出見尊於籠中、投之于海、一云、以無目堅間(カタマ)爲浮木、以細繩、[illegible]彥火々出見尊、[illegible]之、[illegible]是今之竹[illegible]也、又一書曰、[illegible]乃作無目籠小船、載火々出見尊、[illegible]中、[illegible]自[illegible]去、[illegible]故[illegible]前往、自至海神之宮、

などあるにて、古代の[illegible]を想像すべし、海神之宮は[illegible][illegible]前の[illegible]なり、其[illegible]地名[illegible]。

川邊(カハナベ)

今[illegible]村と云ふ、[illegible]田[illegible]の東にして、萬之瀨川[illegible]上[illegible]、[illegible]田川と云ふ、[illegible]、平山、田[illegible]田、宮、[illegible]の大字あり。此邑[illegible]に[illegible]にして、川邊氏數世此に居れるより[illegible]名を失へるに[illegible]

平山(ヒラヤマ)城址

川邊村の中央、大字平山に在り、[illegible]川邊城是なり。地理纂考云、平山の内城(ウチノシロ)は周廻十九町、本流之を繞る、其外の三方は[illegible]にして、西の方[illegible]に[illegible]し、村[illegible]五郎平貞文四世の孫、伊作(イザク)平次良時より四世平次郞太夫貞道、[illegible]て近衞伊作に在れ[illegible]、其道[illegible]子を平次郞道房と號す、[illegible]て川邊に[illegible]り、[illegible]を治所とし、氏を川邊と號す、道房より[illegible]世[illegible]大隅久[illegible]、[illegible]に宮軍に屬し、所領を[illegible]せらる、後に[illegible]子[illegible]、遺封を受て世々[illegible]す、其後川邊氏[illegible]して、島津[illegible]久の[illegible]男伊久川邊を領す、かくて伊作[illegible]久[illegible]を襲して當城を[illegible]む、伊久平佐に[illegible]る、[illegible]六年、伊久[illegible]十[illegible]介久世、賴久と和睦して當城に歸る、同廿四年[illegible]りて鹿兒島千手堂[illegible]に於て自殺す、(千手[illegible]城の西六十間許にありしといふ)廿七年、賴久又當城を攻む、久世[illegible]男[illegible]太郞當城を棄て[illegible]川邊に[illegible]る、[illegible]領伊集院[illegible]其子[illegible]久に[illegible]て川邊に[illegible]る、[illegible]して道慇と號す)賴久死して島津用久の第三子延久此地を領し、其子昌久に至り之を宗家に返進す。○平山の南大字宮に[illegible](イクラ)[illegible]社あり、[illegible]を[illegible]すと云ふ、其[illegible]に金口を所藏す、[illegible]に

鑄奉薩摩國川邊郡伊作新宮鐘、[illegible]正五年丁未十月日、
鑄師河内住山大郎、行事平延貞
金口銘は寛[illegible]年云々とあり(〔地理纂考〕○百國考云、
川邊郷の松木[illegible]は田部田と永田の界所にあたりて、數條
の飛泉なり。

川上郷(カハカミ)　和名抄、川邊郡川上郷。○今詳ならず、地勢を以て之を推せば、知覽村なるべし、川邊村の東南に接し、萬之瀬川の上游に居り、又大字郡あり、蓋古の川邊郡の郡家とす。

知覽(チラミ)　今知覽村と云ひ、大字郡(コホリ)を以て首里とす、蓋古の川邊郡の郡家とぞ、此地は建久圖田帳に給黎郡知覽院四十町[illegible]と録し、當時已に郡界の變遷あり、近代に至り知覽郡の稱を立つ、

(郡)　島津國史云、寛文四年六月、小笠原長[illegible]、永井尚庸、(尚庸)府老中ノ召國主久茂、授以領地目錄一通、其中に[illegible]主地圖、長島以爲知覽不見古書、宜省、乃省知覽郡、以屬給入郡、

寛文中郡號を廢し給入郡(給黎に同し)に併せしが、近年に至り又川邊郡に復す。

地理纂考云、知覽の鎭守中宮神社は、開聞神を迎祭す、元亨四年古文書に「薩摩國知覽院鎭守、開門中宮大明神御神領、云々、平[illegible]世」とあり、又古鐘銘に「奉鑄入、薩摩國知覽院、中宮三所大明神、云々、至德四年丁卯十月」と、(此社は圖田帳、知覽院寄郡社九町七段と云ふにあたる)知覽氏は、建久年中、頴娃三郎平忠長の三男、四郎忠信郡司職にて、其支孫を四郎忠令とす、元亨年中に至りて、平忠世知覽院郡司職々古文書に見ゆ、さるを文和年間足利尊氏將軍の下文を以て、島津忠宗の三男佐多三郎左衞門尉忠光に軍功の賞として、知覽院を領行ふ、始め忠光鹿兒島伊敷村を領して彼地に住居し、後に大隅國佐多を領して家號を佐多と改む、第三世[illegible]後守氏義までは佐多に居住す、[illegible]年中給黎[illegible]門守久[illegible]知覽を[illegible]せし、當代に至り守護方に歸し、同廿七年島津久[illegible]は足を討つ、久修降る、

鹽屋(シホヤ)　今知覽村に屬す、知覽の郡(コホリ)より南方三里、枕崎の東なる濱村なり、門之浦、松浦、長浦津など呼ぶ小浦灣あり、帆舟の集る所とす、東は頴娃郡開聞岳を望み、西は南方(ミナミカタ)の諸灣に連なれり。

南方(ミナミカタ)　今東西の二村に分つ、阿多の南方の謂にして、加世田、長屋山、野間[illegible]の諸浦を總稱す、枕崎、鹿(カ)籠(ゴ)、坊津、久志浦、秋目浦等の諸大字あり。史[illegible]云、薩[illegible]、島津忠久入道々鑑、七月十日の狀に「薩摩國宮[illegible]、並[illegible]南方[illegible]、迎合[illegible]」とあるは、嘉[illegible]三年の事にして、四國宮[illegible]の五月一日共津[illegible]に[illegible]せられしを[illegible]するに[illegible]る(此宮は[illegible]上を指すなる歟)

稻積郷(イナヅミ)　和名抄、川邊郡稻積郷。○今詳ならず、南方なぞにあたるごとし、稻積の遺名は[illegible]郡にもあり

鹿籠(カゴ)　又[illegible]に作る、今東南方村と云ふ、加世田の南三里餘、其山中に金坑あり、其海濱を枕崎(マクラザキ)と云ふ、戶數一千許、鹿兒島の南西十二里とす。

水路志云、枕崎[illegible]、枕崎の東方約四海里にあり、灣口濶さ約二海里、灣首の[illegible]濱上に村落あり、人口約五千餘、此村の[illegible]濱に接して並存せる岩丘上に、古砦の遺址あり、この灣内枕崎村の附近に、僅に北及び北西風を避くべき錨地あり。○百國考云、鹿籠の[illegible]、枕崎の[illegible]はろの廻り凡三十町、寛永年中、近衛信輔公、坊津に來り給へる時、この浦より上陸し、和田濱といふところにしばし駕を駐めて、

(崎枕)　薩摩がた和田の崎なるひとつ松落の中より舟呼ばふらし、

立神(タテガミ)巖は枕崎より未方一甲許の海中にして、天を衝て聳立す、(立神岩の高凡三十間、周廻六十間とぞ、)

鹿籠金山(カゴ)　枕崎の北一里半に在り、此山は寛文の比より黃金を出し、後に[illegible]の經營に歸し、年々千貫匁の金銀を產出し、天和年中に至り富を極めぬ、薩摩藩の一大富源なりき、[illegible]は三島坪、分ちて[illegible]の二區とす、其礦は天保二年の發見にして、土俗後木場と稱す。○鹿籠金礦は、其脈精鑛岩砂岩の互層、或は石英粗岩、或は輝石安山岩を貫通し、主脈は方今本[illegible]及び竹永[illegible]を採掘す、母石は石英粗土にして、輝銀鑛及び之に隨伴せる黃金を散布し、近年の產額、約金六貫匁、銀五貫匁、薩内屈指の金山とす。

坊津(バウノツ)　今西南方村に改め、大字坊と泊(トマリ)二に分つ、或は坊泊と稱し、[illegible]客は泊浦とも呼べり、枕崎の西一里半、其港灣は西に開く、[illegible]其南方に突出す。○長門本平家に薩摩[illegible]坊(バウ)の泊と錄し、[illegible]國記に「戊子年遣使來朝、書稱薩摩州房泊、代官貝吉」又英人コックス日記、西曆一六一八二月四日、薩摩の泊 Tomarie in Xaxma よりの書狀を受領す、云々。

(泊房)(浦泊)　水路志云、泊浦は野間岬の南九海里半にあり、西及び南西より來る風の外、各風を保護す、而して同方向より來る海浪は、湾口に[illegible]する[illegible]形の岩の爲め、頗其勢を殺がる、故に泊浦は實に西南に向ひ開くのみ、佐多岬より北西百二十里門[illegible]海岸に於ける唯一の安全港なり、泊浦の南に隣れる坊津港は、小灣にして好錨地にあらず、其直南に坊岬あり、一隆角にして高四百四乃至五百呎の山峰あり、該角(カノミナト)、南方に[illegible]を見るべし。

百國考云、[illegible]津とは[illegible]津の[illegible]稱なり、武備志に「有三津、曰[illegible]所聚、通海之口也、西海道有坊津、薩摩州所屬、惟坊津爲總路」といふものにして、むかしは[illegible]土諸蕃の客船もこゝに輻輳し、本邦三津の一(其二は筑前博

(唐湊)

多津、伊勢安濃津なり)なるを以て、唐湊といへり、されば市店軒を連ね櫛屋甍を比べ、人烟富庶の地たりしを、今は千古の遠きに埋じ、断碑残礎の一二遺れるも、唯蕭條たる一村落なり、松葉集に

詠みざも鐘のこだにも見えぬかな如何はすべきからのみなとに、

見ゆるも、いさど浦わのさび渡りたる風情にぞおもはる丶、港中百間許り横出する岩をば高崎といふ、むかしは満潮の時に現れ、満潮の時には隠れけるゆゑに、名所方角集に越潮と詠みたり、又洲嶼のごとくにして、僅に陸に通ずるを中島と名づく、舟に駕して南岸に沿ふて榜を回し、網代(アジロ)といふを過れば、更に両巖突漉を凌ぎ、宛然として大小雌雄の剣に似たるものを、雙剣石と名く、是より又懸岸絶壁にして舟行一里許りを御崎と稱ふ、此ところの極端に巖頭自然の一大孔あり、圓相徑り二丈許り、空明透徹して、月輪の其端に掛るが如し、故に秋(アキ)の月(ツキ)の名を得たり。○地理纂考云、坊津の名は此地の龍巖寺一乗院の僧房より起る、海東諸國記には、房津に作れり、そもく此津は本國西南の極、洋海の湊隈にして、絶域に對峙す、因て昔時支那西洋の通商互市する者、此の津に輻輳せしを、慶長年中、長崎を以て諸夷來朝の湊と定められしより、繁昌地を掃ふ、然れども良港なれば、碇泊常に絶えず、且漁獵饒多なれば、自然に其潤澤ありて、豪富なるも少からず、抑此の地絲岡鳥山三面に環り、其内に海灣ありて、湊口西に向ひたるが更に南に轉る、湊口三町四十間、湊の奥まで十二町餘、周廻三十餘町、深さ三十六尋より四十餘尋にて、只西の一方のみ大瀛に接すれど、猶左右より突出して、其の湾曲遶ひたれば、いかなる大風といへども更に難ある事なし、相傳へて後堀河天皇の御時、土佐國人菅原孫右衛門、兵庫人辻村新兵衛、薩摩國房野津人飯田備前、此三人を鎌倉に召れて、船法三十一箇條を定められしといふ、又此地の風景の勝れたる由は、橘南谿の西遊記に之を賞美して、天橋立奥松島にも劣らじと曰へり、殊坊津并に海門嶽、佐多岬の遠景をも并び収めん眺望は、鹿籠と坊津の間なる耳取峠を以て第一とす。○龍巖寺一乗院は眞言宗の淨刹にして、前は海に面ひ後は山を帶び、登臨奇絶なり、近衞屋鋪は唐湊の村中にあり、文祿中、近衞左大臣信輔公此地に來り栖居し給ふところなり、坊津八景とは、信輔公の撰題にして、八景の和歌を詠じ給ふ、中にも名高き秋月洞を詠じて、

荒いその岩間くゞりし秋の月影を御崎の波にひたしてとあり。

(秋月洞)

地理纂考云、文明年中、島津忠國琉球國を伐たむとて、泊浦に船を艤ひしが、病起り俄に卒す、其行館址存ず、墓所は加世田杉本寺に在り、其國琉球征伐の由來詳ならず、嘉吉元年、足利義教の公命にて、其國へ琉球國を附與せられしとも傳ふ、是は其國が義照(義教の弟日向國福島に潛匿せり)を誅殺したる勸賞とぞ、又永正十二年、備中國連島の城主、三宅和泉守國秀、琉球を取むと欲し、兵船數艘を率ゐ、坊の津に至り順風を待つ、時に國主島津忠隆兵を發し、大きに三宅が軍を破り、兵船を燒き盡すといふ、又朝鮮の役に、明人和を約し、其將茅國科を島津義弘、劉天爵を小西攝津守に送りて質とす、是に因て諸將兵を收めて國に歸り、二質を大坂に置く、かくて慶長五年、五大老相議し、二質を明國に送り還さしむ、義弘坊津の士島原喜右衛門宗安に命じ、百餘人を率ゐ國科を護送せしむ、同八月宗安坊の津を發船し福州に至る、總通甚厚し、是より毎歳商船二艘を坊の津に渡すべし、薩摩も二艘を福州に遣すべしと約し、宗安歸りて此旨を報ず、時に賈人伊丹屋助四郎(泉州界津の人にて、是より以前朝鮮陣に從て財貨を運ず、義弘因て宅を鹿兒島及び山川に與ふ)是を聞き、[illegible]民を語ひ洋中に待掛て來るを伺ふ、商船果して來る、乃其人を殺し貨を奪ひ船を焚く、後此事露れて宗國刑誅に伏す。○日本外史云、朱註諸書、始獻僧納、南浦文之、島津忠良大信其書、遂感於大學湯盤章、稱日新齋、每歲出國産品、切求聖賢之書、明人稱之石曼子(シマツ)、其臣亦倉信其書、里[illegible]宋學、往往四傳至文之、文之即藤原惺窩之師也。

久志(クシ)

泊浦の北一里、今西南方村に屬す、又西に向ひ湊灣を控す、一名博多(ハカタ)浦と云ふ、久志と其北なる秋目浦の間に、鶴食(ツルハミ)崎あり、一險岸角にして、其傍に岩礁多し。

秋目(アキメ)

久志の北一里、今西南方村に屬す、野間岬半島の東南にして、西加世田村大浦の南一里とす、秋目の湾中野間嶽半島に接比して、沖秋目と稱する一嶼あり、葛葉を生じ、漁釣の舟之に集まる。久志秋目の二浦の民、共に九玉(クタマ)神を祭る、舊國司神にして、社人は之を島田氏と做す、久志の九玉社の棟札に「永正五年甲申九月、九玉大明神御社一宇、當領主藤原國久、當所地頭藤原秀家」また「永祿七年甲子十二月、大檀那島津藤原朝臣貴久」また秋目の九玉社に、元龜二年地頭島津朝臣尚久ともあり。(地理纂考)

宇治島(ウチ)

草垣島の南、西南方(ニシミナミカタ)村の西、四十海里の洋中に在り、島高三百三十米突、周廻一里許、其傍に小嶼數多あれど、東なる一嶼を稍大きと爲すのみ、又野間岬と宇治島の中間に、高島津、[illegible]瀬の二岩嶼あり、宇治島は島地留宿の便あり、故に漁人草舍を置き、漁船の來針に備ふ、漁期を過ぐれば、之に住するものなし、地理纂考に、鵜藤島の西南十八里に草垣島あり、海東諸國記にも見ゆと云々、草垣は十許の岩嶼より成り、民戸なし、黑島の西、宇治島の南にあたり、其構造は草垣島宇治島と同じく、古生層の岩石より成る。

(草垣島)

按に宇治島草垣島は、昔は口三島（黒島、硫黄島、竹島）と共稱せられ、平家物語に鬼界の口五島と云ふにあたるごとし。
南薩炎氣冠九州、重陽時節不知秋、依稀土人言語異、扶桑盡處近琉球、　五郎

揖宿郡

揖宿郡　明治二十九年、給黎頴娃の二郡を之に併せ、今五村に分ち、郡衙を指宿村に置く、薩摩半島の東南隅なり。本郡は延喜式に始見し、和名抄に以夫須岐と注す、後世指宿に作る、揖字と指字と形相似、且指の訓ユビの以夫に近きを以て、此譌を生ぜるごとし、建久圖田帳已に指宿郡と録し、内裡大番注文にも、指宿五郎と曰ふ、五郎は圖田帳の下司忠元法橋とある、其一人なるべし、蓋亦川邊氏の族とす。

頴娃郡　明治二十九年廢して揖宿郡へ併す、川邊郡の東なる小郡にして、開聞嶽此に在り、昔は隣多年人の一部衣と稱するもの、居にして、和名抄、頴娃開聞の二郷に分つ。

（衣評）文武紀に衣評督衣君縣、また助督、衣君氏自美と録す、評督は後郡大領と云ふごとし、助督は少領なり、和名抄頴娃に江乃と注す、乃は削るべし、娃は頴の韻を添たるまでにして紀伊を岐とよむに同し、後世の俗はエイと唱ふ。建久圖田帳に、頴娃郡五十七町、内府領社三十三町、島津御庄寄郡、三十四町、本郡司種明、下司頴娃忠康。神代紀并に延喜式に載する瓊々杵尊の日向可愛之山陵（一に埃山陵に作る）は、一説頴娃郡ならんと云ふ、然れども薩摩郡に山陵の事を傳ふれば、可愛山は彼地なるべし。○圖書、島夷志云、日本古倭國、薩摩之鄙寄里、其里俗曰（按に、鄙寄里は頴娃郷をいふ）

頴娃郷　和名抄、頴娃郡頴娃郷。○今頴娃村の西半なる大字郡、御領、別府、牧野内などなるべし、川邊郡知覧村瀬屋の東にして、方二三里許、山海の間に居る。

頴娃城址（郡）今大字郡に在り、一名野首、又獅子城と云ふ、寛永年中、勝付次郎三郎貴政之に築き、天正中久虎城樓を修し、五層の天守を起す、初め建久の比、川邊平次郎常房が次子、三郎忠頴娃を領す、因て氏とす、忠長一女ありて男子なし、給山太郎兼純が子忠純を養ひ、女を妻せて當邑を領る、其後左衛門久純は島津上總介貞久に仕へ、陸奥守元久の時、太郎忠綱叛す、元久是を討て島津久豐を領主とす、久豐是に移りて、國人南隣と云ふ、應永十年又日向の國に移る、此時頴娃氏の族小牧氏に此地を與へ、頴娃を以て氏とす、同二十七年、頴娃某當城に據て叛す、久豐是を討つ、頴娃氏城を捨て遁走す、於是肝屬河内守兼元が兼政（後に美濃と云）に頴娃を與ふ、因て又頴娃を以て氏とし、代々獅子城に在り、左馬久虎の子刑三郎久音が時、天正十六年故ありて當邑を没收し、島津家の直轄となる（地理纂考）

石垣浦（御領）頴娃村大字御領の海岸にして、岩礁羅列して、風浪を排く、石籬を造構するに似たり、續記に、天平勝寶六年四月、太宰府言、入唐第四船、判官正六位上布勢朝臣人主等、來泊薩摩國石籬浦と見えたり、○御領の南陽瀑布は、海岸なる一渓水なれど、瀑石江湾の勝景、幽閑趣あり、天正の頃、南京人張昂と云ふもの、此地に漂到し、御領の村里に住止し、孫六郎と改名し、頴娃久虎に仕へたり、後使節ありて明國へ歸り、文祿の征韓役に、彼軍の通事と爲り、朝鮮に往來す、兩朝平壤録に張昂の事見えたり。（地理纂考）

開聞郷　和名抄、頴娃郡開聞郷。○今頴娃村の東部（大字仙田十町）并に山川村大字兒ヶ水、今泉村大字池田利永等なるべし。頴娃郷の東南、揖宿郷の西南にして大海に向ひ、開聞嶽（海門嶽とも云ふ）峙つ。

海門嶽　舊名開聞、其文字を音讀して、カイモンと呼びたるより、更に海門の名を命す、鹿兒島灣の門戸に當り、形勢壯偉、其狀は富士に類し、秀色多し、近衛信輔公の歌なりと傳ふるは、

薩摩潟えいの郡の空穂島これやつくしの富士といふらん、（此歌は夫木集に在り、信輔の作に非ず）

（開聞嶽）地理纂考云、枚聞神社は西南全く蒼海に根ざせり、北麓の神社より西六七町許山中に窟あり、此所を俗に木花開耶姫誕生の跡なりと云ふ、此所より絶頂まで一里、三代實録に開聞神山とあり、俗に空穂島（社傳に、貞觀十六年、山上大きに燃て虚洞となれり、故に名つく、往古の圖には絶頂尖れり、炎上の時崩れて圓くなりしといふ）また薩摩富士、宗祇が松葉名所集に開聞嶽を薩摩の名所とす、又神代皇帝紀曰「鸕鷀草葺不合天皇御宇、薩摩國開聞山涌出」また開聞神社縁起に「景行天皇二十年、十月三日一夜に涌出す」とあるは例の妄説ならん、絶頂に石祠あり、抑此岳一方は蒼海に根ざし、一方は平地より屹立して、更に峰岡複巒の相接するなく、四面遠近より望めど其形狀異なる事なし、登路二條、其一は西北麓脇浦（大字十町）より、岩窟を經由して登る、其一は東麓仙田の川尻浦より登る、凡山の七分以上は險峻にして、八分目に至れば、巖石の間に清泉の涌出づる處あり、絶頂は方七町許、寛平にして赤水泉あり、夏日炎天と雖、氣候冬のごとし。

枚聞神社　開聞岳の北麓、宮拾町（今頴娃村大字十町）に在り、本州一宮と稱し今國幣に列す、近年迄普門寺瑞應

院と稱する眞言道場ありて、之が供僧たり、此寺は天武帝の朝に智通僧正の開基、正中二年、澄淸法師の中興と稱せり、此神は古來種々の附會ありて、近時の神道家も、或は木花開耶姫、或は猿田彦、或は大日靈貴など、甲是乙非、其歸着を知らず、蓋枚聞神卽山嶽の靈にして、之を神代紀に牽强するは皆誤れり。

類聚國史云、枚聞神社、延喜式頴娃郡の小社なり、今大日孁貴を祭る、三代實錄、貞觀二年三月、薩摩國從五位上開聞神加從四位下、貞觀十六年、太宰府言、薩摩國開聞神山頂、有火自燒、煙薰滿天、灰砂如雨、震動之聲、聞百里餘、社邊百姓、震恐失精、求之蓍龜、神願封戶、及汚穢神社、仍成此祟、勅奉封二十戶、仁和元年十月、先是太宰府言、管肥前國、自六月迄雨不降、七月十一日、國司與僧修讀經、延喜神寺、十二日夜、陰雲晦合、聞如雷聲、通夜不止、管下諸内、水陸田苗稼、草木枝葉、皆悉焦枯、雖然降雨、洗去塵沙、枯苗更生、薩摩國言、同月十二日、夜有異、雷電不見、砂石如雨、檢之故實、開聞神、頴娃之時、有如此事、國宰潔齋奉幣、雨砂乃止、八月十一日、震聲如雷、焱燄甚熾、雨砂滿地、晝而猶夜、十二日自辰至子、雷電砂降未止、砂石之地、或處高一尺以下、或處五六寸以上、田野埋瘞、人民騷動、今も本社に貞觀十六年右大臣基經より、神主從五位伴有弘に名宛てしたる勅書あり、按ずるに、是時山川知覽頴娃の諸郷を、封戶の地とす、有弘は當社の神官紀氏の人たり、さて當社の內陣に兵庫鎖の太刀一振を藏めて、是を天智天皇の御劍とせり、さるは天皇此地及び日向國志布志に臨幸ありし故に、當社及び志布志山口神社に天皇を奉祀せしと云ふ、此事當社及び山口神社の緣起に記したれど、肝付氏を世々に大友天皇の後裔なりと云へるに就て、彼山口神社に天智天皇大友天皇を奉祀し、又此地も往古肝付氏の一族の領地なりければ、彼家より奉納する事疑なし、家の定紋鎗丸なる太刀の飾に餘多付たるを證とすべし、又肝付氏は大友天皇の後裔に非ず、大伴姓にて天押日命の後なり。

花瀨（ハナセ）　百圖考云、海門嶽の西北籠十町村、鳥浦の汀にして、激湍淺瀨の間、海水滔々として淸水の如く、淵を成し池を爲す、その下底にありて無數の貝介おのづから縱點鋪陳し、爛熳として五色の花を連ね、水中常に百花をして開かしむ、されば後昔に日錦といへるが如く、ろの文彩の美なるを以て、こゝには花瀨の名を得たり。○此花瀨はやかて珊瑚礁にあらずや。

仙田（センダ）　枚聞山下に鏡池（カガミイケ）あり、廻圍十五町許、御池の南畔にあたる、相傳ふ、養老元年、鏡池の水涸れ、其址を今水無池と呼ぶ、而も同時に一池を生ず、今の鏡池是なりと、大字仙田に屬す。

開聞御池（カイモンノミイケ）　海門嶽の東北一里、今東村大字池田に屬せるを以て、近時專ら池田（イケダ）湖と呼ぶ、湖畔鏡池、鰻池等の小陷湖多し、蓋皆海門嶽噴火の往時、大地震撼の作用に出づ。

（池田湖）

地理纂考云、池田湖は周廻四里二十九町、枚聞の御池と呼ぶ、遠く望めば蒼海の如し、土人の傳へに、往古枚聞山湧出の跡なりと、葉松謡集に「頴娃中有湖水、命曰神之御池也」とあるは卽此湖水なり、此水淸潔甘美、近湖の民戶咸此に出て用を辨じ、別に井を穿つの勞なし、三方山岳繞り、一方は水田平坦なり、處々に灣曲ありて、風景賞すべし、湖の西北十餘町に九玉の神社あり、湖水の剩餘は南に洩瀉し、御瓶子河と稱し、長五十町許、海門嶽の東麓に於て海に入る、其海口を川尻浦と云ふ。

兒水（チゴガミヅ）　今瀨兒水、岡兒水の二に分ち、共に山川村に屬す、海門嶽の東一里なる瀕村なり、兒水の南方に一岬角あり、長崎と稱す、大隅佐多の立目埼に對し、相距る八海里。

兒水に溫泉二所あり、一は鼻池を成し、一は[illegible]、共に[illegible]、十町許、兒水浦の前田利右衞門は、村役[illegible]其遺德を稱して、今に花を供へ水を獻る、利右は寶永二年琉球に航し、彼國より甘藷の種を齎來り、之を郷里の人々に頒む、享保四年、利右再び琉球に往航し、[illegible]云ふ、復[illegible]らず、郷人之を[illegible]、琉球芋の普く世間に傳はりしは、早く慶長元和の頃[illegible]坊津に互市せる時に在り、大和本草、三才圖會に、元祿年中の撰著なるに、已に「甘藷は先年より[illegible]に種う」と記せり、又琉球にては元和以前に[illegible]上之を福建より獲て、其種を島中に賓む、元和十一年、琉球王より甘藷一籠を島津家の[illegible]に贈る、久琉之を種子島に頒ちしなる事、種子島家の記錄に明白なり、其後に至り利右之を[illegible]の農民に頒布したる者の如し。

○兒水浦の神役祭は、[illegible]なる者なり、[illegible]云、神役祭は其式古く出見尊の[illegible]之宮より[illegible]の異なり、浦邊に網を引廻し網を構へ、[illegible]を[illegible]し、數番の舞樂を爲す、

一番多羅王、二番馬上王、三番雲王、四番八大龍王、五番御崎御前（ミサキゴゼン）、六番[illegible]、七番[illegible]王、八番[illegible]王（此の舞大蛇を作り、男子一人婦人一人、弓矢を持ち、共に網を掛けて[illegible]を射る）九番[illegible]出見尊王、十番沖津得包丁師、十一番[illegible]、女を釣上げ[illegible]ふ、答て底津綿津宮の姬をりといふ、此時大さに喜びて盃を擧く）十二番[illegible]（浦人廿人餘同時に[illegible]す）

山川（ヤマカハ）　今山川村と云ふ、大字福元（フクモト）、成川等あり、薩摩半島の東南端にして、其港を山川港と云ふ、戶數一千、鹿兒島の南十三里。水路志云、[illegible]岩は、開聞岳の長崎と山川港の間にある洞岩にして、距岸約三鏈に位ふ、北高さ一八五呎にして、岩上草木あり、著名なる目標なり、山川は一小港に

して、東風の外は能く風波を避く、又底質泥なれば錨掛極めて善きが如し、港門は東に向ひ廣二鏈半なれども、淺堆ありて其實一鏈を減ず、天氣險惡なる時は入港すべからず、鼻岡陵を圍繞するを以て、遠望するときは其港口を識り易からず。○地學雜志云、薩州には火山性灰砂の堆積多し、中に山川港は其一なり、茲に港灣を抱て海面に傾斜せる(輝石安山石の構造に係る)鼻山は、火口の殘岩にして、元來環狀に東部へも連結したりしも、此部分は後に破壞して、現時の山川港を成すに至れり、港の西に鰻が池と云ふあり、昔噴火口にして、池の東岸に昔時震動の餘響を殘し、溫泉絕えず噴鳴して、彼地此地に熱湯を湧出す、尙西に池田湖あり、是亦恐くは大噴火口の跡なるべし。○地理纂考云、山川港は福元鳴川の兩村に亘れり、港灣の周廻凡三十六町、港口は東に開き、潤凡八町、其形狀鍋に似たり、里人は鍋の湊とも呼ぶ、此に泊舶する大小船、大風といへども更に難ある事なし、殊に薩摩大隅二國の間の海水、南より北に入る事數十里の東洋なるに、此港其海口にありて、舟船の出入停泊便りよし。

地理纂考又云、慶長の比にや藤惺窩儒學に志深く、明國に渡海せんと欲し、洋中風波にあひ、鬼界島より歸る、鬼界は卽硫黃島なり、此時山川港の正龍寺に、僧桂庵及び文之に遺書の點等を得たり、惺窩之を剽竊して、己が功と爲す。

もろこしへ渡り侍らんとて、船を鬼界が島につなぎて
やまと歌のあはれかけけり目に見えぬ鬼の島ねの月の夕なみ、　惺窩
おなじき時、
薩摩かた八重の汐風つげやらんあはれうき身のおやだにもなし、
けふりたつ澳の小島やいにしへのおもひの色をなほ殘しつゝ、

地理纂考又云、慶長十四年、國主島津家久琉球國を討つ、時に軍船山川港より發す、家久此所に來り軍事を指揮せらる、樺山權左衛門久高を大將とし、平田太郎左衛門增宗を副將とし、騎步三千餘人を率ゐて、此春三月四日の夜山川を發せしめ、七日大島に到る島人迎へ服す、十七日德之島に至る、既にして沖の永良部島に至る、二十五日遂に琉球國運天の港に泊る、二十九日、久高增宗軍を進めて大灣の港に至り、頃日那覇港に入らむとす、國人灣の鎖を張りて港口を截つ、四月朔日軍を分ちて二隊とし、水陸並び進み、民屋を燒き王城を圍む、五日國王尙寧降る、二十五日、兩將國王尙寧及び三司官等を率ゐて山川港に着船し、十五年八月、家久尙寧等を從へて駿府に至り、家康公に謁見し、又江戸に至り秀忠公に謁し、同九月尙寧を琉球に還し、九萬餘石の租を食ましむ。

鰻池（ウナギ）　山川村大字成川（ナリカハ）なる一池水也、周廻十八町、鼻岡之を繞る、開聞御池の東半里許。御池と同く鯽并に鰻多けれど、土人之を採ることを嚴禁す、池畔に硫黃鑛泉二所より涌出す、溫百三十五度、浴槽を造り水を和して供用す。

揖宿鄕（イフスキ）

和名抄、揖宿郡揖宿鄕。○今指宿村、并に今泉村及び山川村の半部なるべし、頴娃鄕の東、給黎鄕の南とす。建久圖田帳に「揖宿郡四十町、下司忠之、忠秀」などあるは、此地にして、五郎忠元は頴娃三郎忠長の弟なりしとぞ。今指宿村大字西方の松尾に、指宿氏の城址あり、島津元久指宿氏を討滅し、其家臣を置きしが、應永年中、島津久豐の時、肝付次郎三郎兼政、頴娃城に移り、本鄕を併せ、八代相繼す。

指宿（イブスキ）　卽揖宿鄕にして、今大字西方、東方、拾町（シッチヤウ）、拾貳町（ジフニチヤウ）の西に分れ、西方を以て首里とす、郡治及び驛所は、西方の宮濱（ミヤガハマ）に在り、(開聞新宮此に鎭坐す、圖田帳に揖宿郡府領社九町三反とあるは、此新宮なるべし)湊浦と云ふは、拾貳町の濱にして、民戸多し、湊浦と宮濱の間に多良埼（タラ）あり、東北に延伸し、其埼端に知林島(周廻十八町)横たふ。指宿は煙草の產地にして、又陶土を出す、東方（ヒガシカタ）の山中輝石安山岩中より之を取る、又鑛泉數所に散在す。

二月田（ニガツデン）　揖宿村大字西方に在り、隨類泉、溫百廿二度、天保二年國主島津齊興行館を建て、浴湯の所と爲し、より、今に至るも其館に存す。茎立湯は(西方に屬す)同性、溫百七度、溪流の傍に在り、源泉三所より涌出すれど、浴湯の設備を缺く。開水湯は大字東方に在り、同性溫百十五度、唯村民の來浴するのみ。大字拾町の六反田（ロクタンダ）、彌次湯は溫度稍高し、百卅二度とす、浴室の設けなく、遠近の客を延きて入浴せしむ。大字拾貳町に三節（サンセツ）、三十六の二泉あり、三十六湯を最高とし、溫百四十度に上る。

(摺濱)

摺濱（スリノハマ）は亦同處にして、湊浦に接す、沙中處々熱氣を蒸發するを以て、砂蒸とも稱す、其法は濱の砂地を掘り、身を其中に埋めて、溫熱を取り、痛苦を療治す。

今和泉（イマイヅミ）　指宿の西北、岩本、小牧等を今和泉と云ふ、是は延享元年、國主島津繼豐其弟忠郷をして、出水島津の絕家したるを繼がしめ、和泉氏と號せしめ、此地を食邑と爲さしめられしに由るとぞ。

給黎鄕（キヒレ・キイレ）

(給黎郡)

和名抄、給黎郡給黎鄕。○今喜入（キイレ）村是なり、揖宿鄕の北にして谷山鄕の南、其西は知覽頴娃の二鄕とす、東は海灣に向へり、建久圖田帳に「給黎院四十町、島津御庄寄郡、郡司小太夫兼保」と錄するもの是なり。

給黎は元一郡に建てられ、延喜式に載せたり、和名抄に岐比禮と注し、一郷を置く、後世喜入に作るは謬訛なり。

(喜入)

寬文年中、知覽鄕を本郡に屬せしむ、明治二十九年、郡號を停止し、其知覽は川邊郡に復歸し、喜入は揖宿郡に併入せらる。中古の給黎氏は、伊作平次郎太夫良通が次

(入木)(串々瀬)

男、長冑有道を嗣くす、島津の族黨繁榮に及び、其支庶の領邑と爲り、平姓亡ぶ。

一入木瀬は凡五里、大半は沙堆より成る。百國考云、瀬セ串木は爲入の瀬也、晴汐淨うして洗ふが如く、山侍洲嶼、遠近濃淡の奇なる、分明畫圖の中に觀るが如くなれば、こゝを瀬々奇とは名つけしと見ねたり、平家物語に木入キイレ津とあるも、此瀬の泊所を謂ふ。

鹿兒島郡

鹿兒島郡

東は海灣に臨み、西は日置郡、北は薩摩始良、南は川邊揖宿に至る、今一市六村に分ち、櫻島の二村之に屬す、郡衙は其鹿兒島市に在り。

鹿兒島は(續紀、天平寶字八年の條に「當大隅薩摩兩國之界、煙雲晦冥、天晴、於鹿島信爾村之海、沙石自聚化成三島」とあり、是は兩國の界なる櫻島に噴火して、島の北なる國分の海に岩嶼の涌出したるを云ふ、卽鹿島信爾村とは今の國分村(濵之市)を指す、此なる鹿兒島郡に非ず)三代實錄、貞觀二年の條に薩摩國鹿兒島神授位あり、蓋大隅の正宮鹿兒島神を薩摩にも祭りたるより、其社名につれて郡名起れるならん、延喜式鹿島に作るは、鹿兒島の誤なるべし、和名抄加古志萬と注し、鹿兒島に作るは二字を三字に誤まれる歟、後世沿襲して三字名とす、建久圖田帳に「鹿兒島郡、三百二十二町云々、郡司平忠純地、頭兵衛尉」と錄す。

鹿兒島の名義は、麑藩名勝考に、鹽土翁の籠舟カゴフネより出しならんと云ふ、(籠舟の事は川邊郡勝目を參考すべし)地理纂考には和名抄「鹿子曰麑、和名加呉」とあれど、上古は鹿をば總べて加呉と呼びたれば、鹿兒島は卽鹿島と同義にして、鹿兒の多く住止せる一區を指す、島とは海中にのみ限らず、一區域の形勢あるを島と呼ぶは、其例最多し、云々。○今按するに、鹿島カゴシマは其本據をば、今大隅の國分村鹿兒島神宮に在りと爲せは、本稱は貞觀以前、天平以後に置かれしにや、曾阿多隼人の所部なりしならん、又延喜式鹿島郡に作るも、寔字卽よみて加呉と云ふべき歟、必しも誤と爲すべからず。

(鹿島郡)

鹿兒島灣

薩摩大隅の兩陸地間なる灣海なり、南方佐多サタ岬と開聞カイモン嶽の峻峯を以て口角と爲し、北に深入すること三十餘海里にして、櫻島に至るべく、島の北方に尙十海里の內灣あり、其橫幅は五海里乃至十海里とす、南口の西側に山川港あり、櫻島の西側に鹿兒島港あり。○平家物語長門本云、少將は九月半過て島を出給ふ、既に都へ上るべきにて有けるが、下向の時大隅正八幡宮に宿願有き、今や願望成就したり、其願を遂げんとて、正宮にぞ參詣し給ける、薩摩潟房の泊と云所より、鹿兒島逢の湊、木入津、向島を押過て、揚脇八幡崎にぞ着給ふ、それより取上て宮中ミヤウチの馬場執印清道と申が許に宿せられたり。(逢アフの湊と云ふ名今聞かず、揚脇八幡崎とは濵之市の埼なるべし)

谿山郡

明治二十八年廢止、鹿兒島郡に合併す、鹿兒島の南、揖宿の北なる小郡なりき、建久圖田帳には、谷山郡二百町御庄寄郡と錄す。本郡は和名抄多仁也末と註し、二鄕に分つ、中世谷山氏あり、南北亂の際、宮方に應じ、四國宮を迎へ勤王す、後一郡谷山鄕と稱し上福元下福元等の數村に分つ、今又谷山の一村と爲る。

久佐鄕

和名抄、谿山郡久佐鄕。○今詳ならず、谷山村大字下福元、平川などに當るごとし、下福元の七島ナナツシマの邊にクスリ埼あり、久佐埼の訛ならんと云ふ。

谷山鄕

和名抄、谿山郡谷上鄕、(高山寺本谷山)○今詳ならず、谷山の北部、上福元、中村、五ヶ別府などならん、谷上と本書にあるは、谷山の誤とす。

島津大隅式部孫三郞忠能、依早任當知行旨、下國安堵綸旨、薩摩國谷山郡內、山田上別府兩村地頭職、同國散在名田島相傳所領等事、(中略)元弘三年七月(薩藩舊記)

谷山

今谷山村と云ふ、上福元を以て首里とす、鹿兒島の南二里二十町、伊佐知佐神社あり、伊佐知佐は地名にて、建久圖田帳に本郡府領社十六町とあるは此社田なるべし、其神を今俗六所權現と云ふ。

皇德寺址

南朝の皇子行宮の遺址とぞ。地理纂考云、貞享元年記錄の皇德寺由緒に曰く、後醍醐天皇の皇子世良親王、九州に下向し、菊池の諸士供奉して、肥州平佐に皆さ、賊黨の□を探ゆりて、以先利を建て、皇立寺と名つく、親王後に肥後へ赴き給ふ、至德年中に至り、日野外閒照來りて、親王の遺跡を尋ね、谷山の郡司谷山高入道佛心に議り、皇立寺を改め皇德と稱すと、今按するに皇德寺は近年廢したれど、古靈廟を見るに、形器して

薩州谷山郡、永谷山常住、正平二十一丙子吉辰良日、

大工淨法

とあり、俗說、世良親王薩州下向は採るべからず(親王は元德二年薨去)と雖、征西宮懷良親王が、興國年中に、當地に御座せしを傳ふる者歟、一說、懷良の子後征西宮良宗の遺址とす。○史徵墨寶證云、元弘日記裏書に、北闕宮牧宮西國着到の事を記す、土佐佐伯文書に、新田綿打入道等、北闕宮を奉して土佐を征伐せし事見ゆれば、此牧宮は卽懷良親王にて、阿蘇文書、忽那軍中日記、及び薩藩舊記を參考するに、中院右府(北畠親房公の弟右衞門督持房)五條賴元等、親王を奉して伊豫に滞留すると三年

餘、興國三年五月、舟師薩摩に着し、谷山に駐營あり、因て薩摩文書には四國宮と稱せり、此に四國宮とあるは花園宮にあたるか、又牧宮にあたるか、不審。（川邊郡南方を參考すべし）○今按に、谷山氏は建武四年四月、已に南朝宮方に應じて兵を起したる事は、島津文書に

薩摩國住人大隅助三郎、谷山五郎、鮫島庄次郎入道以下凶徒誅伐事、相催當國地頭御家人等、不日令發向、可致軍忠之狀、如件

建武四年四月廿六日　花押（尊氏）

大隅左京進入道殿

とあるにて明白とす、興國年中、南朝の皇子の來臨ありし事、最信すべし、然れども諸皇子中誰におはせしにや、佐伯文書の花園宮を、滿良親王とせば、滿良隅州に渡航して四國宮と稱し奉り、幾程もなく僧と爲り花園へ遊びたまへるに似たり、遠州奧山方廣寺は無文元選禪師是也、南山巡狩錄には滿良親王興國元年京師にて剃髮したまふと爲す、然らば四國宮牧宮と云ふは懷良親王たるべし。

波平（ナミノヒラ）　谷山村の地名にして、古來劍工の名家ありて、橋口氏と云ふ。地理纂考云、薩州波平の劍匠橋口氏は、其鼻祖を正國と云、正國は一條天皇の御劍を作れり、大和の人にて、當國に來り此地に卜居す、正國後に行安と改む、大宮記曰、橘太仲宗、法興院殿に仕へ、天元二年、木工寮の仕丁稻光を毆打にせんとせる科に因て、薩摩國へ流罪す、かくて三重野に居て、谷山の正國に師とし、鍛冶を業とし、名を宗近と改む、永祚元年赦免ありて歸京す、盛衰記、猪俣近平六則綱が刀は、薩摩國住人浪平作の一物なり、又太平記畑六郎左衛門が刀も浪平の名刀なりしよしを載たり、近古近江守安張（安張壽庵と號す、壯歲島津義弘に從て朝鮮軍中に役し、刀を造りて將士に給す、凱旋の後寛永十九年歿す）大和守安行（此安行は安張の養子となり、鹿兒島の刀匠九田伊豆正房と名聲並び振ふ、新刀辨疑にも正房同位の上手也とあり、元祿八年七十六歳にて歿す）勘之丞安行（文化五年六十六歳にて歿す）等皆魁傑たり。○波平物は應永以後に於て、其製作最盛大なりしにや、其世に傳ふるもの多し、古刀に在りては「波平行安壽暦二年」また「隅州住人波平安行壽暦四年」また「正和三年隅州谷山波平草家安法師」「隅州谷山郡波平安光文弘三年」などと銘したり（古刀銘鑑）

七島（ナナツ）　下福元クスリ埼の南なる海濱に、岩礁七箇散在す、近代當國の歌人八田知紀、方俗石など取をば七つ子といへるに因みてよめる歌あり、

千早振神や取けん七つ子のその石などのなれる島はも

地學雜志云、本邦錫を採掘して、而かも收利ある鑛山は、薩摩の谷山、豐後の木浦、美濃の高山の外他あるを聞知せず、谷山及び木浦は鑛脈を組織し、高山のものは流錫を成す、谷山鑛山は現今每月粗錫十五萬斤、純錫二千斤内外を產出す、相傳ふ、明暦元年島津家にて始めて此山に試行すと、地理纂考云、萬治元年始めて谷山に錫を發き）（谷山錫礦は、近世寛永安政の頃に、産出最盛大なりき、近時も年額十萬斤許とす、中生層の粘板岩及び砂岩の中に介脳せられ、鑛脈數十條あり）

福元（フクモト）　今谷山村の大字とす、福元とは郡と同語なるべし、薩隅の諸郡郷に、頗多き地名にして、皆郡郷の首里にあたる、古言城寨もしくは館宅など、郡郷の官司の居れる所を云ふ與（の谷山の福元には、近年陸軍々馬の育成を司る小衙をおかれ、近地の牧場を監督す

郡元（コホリモト）　今中村宇宿の二村と合併し、中郡宇と改めしとぞ、谷山の北にして、鹿兒島城市の南部とす。建久圖田帳に府領社七町五段下司泉友と錄し、鹿兒島郡の郡家なりしと想はれ、郡元社は今一條神社と稱する者是也、開聞神を迎祭す。

青屋（アチヤ）　地理纂考云、郡元の海濱也、觀應年中、谷山の郡司平忠高國命に應せず、島津貞久兵を發して波の平に陣を取る、忠高弟諸玄に命じて、鹿兒島と谷山との境牛落（青屋松原より西南四町許）に出で後路を斷しむ、和泉右衛門兵衛尉忠直（貞久舍弟下野守忠氏子）兵を青屋の松原に隱し、諸玄を斬る、（一說に康永元年壬午の八月とす）忠直後に親族を離れ、獨り征西將軍宮に從ひ、薩摩を去て豐後國に徙居して、遂に陣中に死す。

田毛（タケ）　又武に作り、鹿兒島城市の西郊にして、今西別府田上の二村と合併し、西武田と改む。

（武）（野本）地理纂考云、山田聖榮自記曰「畠山禮部鹿兒島に下向の時、野本、原羅に陣取りあり、（野本は武村にて原羅は郡元なり）氏久日日野代を出し合戰す、或時禮部手より詞をかく、島津方の手に取分け承及候、山田彌九郎殿と申人に見參仕度候、禮部手に多田と申者にて候とぞ名乘ける」とあり、禮部とは南朝の大將畠山治部輔國長（一書畠山修理亮直顯とす）にて、文和三年九月鹿兒島に來り東福寺城を攻めむとて、軍を二つに分ち、一は野本原に軍し、一は原羅に軍す。

鹿兒島（カゴシマ）　今鹿兒島市と云ふ、人口五萬五千、九州南偏の都會とす、島津氏此に居り、五百餘年の府城とす。慶喜の後、丁丑の大亂あり、城市荒蕪、血流尸丘の酸鼻を見しも、爾後稍復する所あり、形勝居然西南の一都たり。熊本を距る五十二里、宮崎を距る三十里、長崎を距る五十七海里。

鹿兒島縣廳　山下町に在り、今十一郡一島（大島郡）一市（本市）を管轄す、人口凡一百餘萬とす。

鹿兒島城址　新市數所ありと雖、鶴丸并に清水、東福寺を以て重要とす。

（鶴丸）地理纂考云、鶴丸城は當代までの府城とす、周廻凡一里にて、往古上山城と號し、觀應の頃、上山某居城なり、

(上山)

(櫻島鄕上山某家藏、正平七年閏二月の文券に「筑前博多簸川の後家尼、此地を上山の右衞門五郎へ讓る」と見ゆ）又曆應四年、南方の賊上山城を襲はむとす、島津貞久兵を發す、と舊記に見ゆ、此事谷山城の條に詳なり、又島津氏久の時、薩摩國家人交名帳に上山領主と見え、應永三十五年島津元久建忠寺定書に「西者自上山古城岸」云々とある上山も皆此なり、慶長年中、島津家十八代家久、當城を築きて内城より移る、(内城は當城の北十餘町なり今其跡を内之丸と云ふ）其年月詳ならず、或は曰く慶長十一年六月と、又舊記に云ふ、天正十九年鹿兒島上野山城取立初、或は曰く慶長十七年九月、御櫻門柱立などあり、初め島津陸奧守忠久、薩摩大隅日向三ケ國の地頭職に補任せられ、文治二年八月山門院木牟禮城に下り、五代貞久に至り山門院より鹿兒島東福寺に徙り、(此間に氏久父子、大隅始良、日向志布志に在城すといへども、本城は皆東福寺城なり）七代元久鹿兒島清水に築て是に居り、(元久、久豐、忠國、立久、忠昌、忠治、忠隆、勝久、貴久）貴久に至り内城に移り、義久家久まで三代内城に在りて、家久始て當城に徙る、當城の地たるや、三國の中心にして、後は連山の險を屏障とし、左右は長河山野を襟帶し、前は大海に臨みて、天然の濠池を構へたり。○山陽文稿云、余嘗讀私史、至近古群雄之事、每怪、薩兵悍勇、九國遊蹤、而一遇太閤、爭先迎降、不能支旬月、及太閤伐相、出兵倍西征、而半歲擒兒之、夫薩主帥明智、非北條氏兒之所及、其將士材武、亦不必減相人、而取之難易、相反如此、豈薩地勢、不及關左之險耶、戊寅歲、西遊長崎、終自肥赴薩、過險路蛇絕、所謂出嶺者、三踰而南、始得平地、回視見青嶽頂聳、上接雲霄、而南挹大海、海濤洶湧、因歎曰、非無險也、有險如此、棄之不守、乃使猴奴平行、如入無人地何哉、因益怪焉、已而涉覽其國、風氣習俗、雖屠販、勇決過人、猝然奮鬪、動輒至殺人自殺、視死如歸、然而平時、謹利讓害、不顧其身、故雖敵兵於進、而有時不恥於退、余於是乎、知天正之敗、亦由此故、莫足怪也。

(淸水城跡)

鹿兒島淸水城址は、市街の北、淨光明寺の東、靑木川の西なる一丘是なり　地誌提要云、應永十四年、島津伊久卒し、氏久の子元久代りて守護を領し、淸水城に居る、後四世忠昌に至り、内訌屢起り、國勢大に衰ふる、其三子忠治、忠隆、勝久兄弟相繼ぎ、互に援け、大永中勝久、其再從弟忠良の子貴久に封を讓る、貴久雄英武、漸く故封を恢復し、舊日に復す　○地理纂考云、淸水城は舊記に鹿兒島の本城と記す、初め氏久東福寺城に居りしが、其要害を知りしかど、大隅日向の亂止まず、遂に出て、始良城に移り、又志布志城に移る、かくて嘉慶元年鹿兒島に歸り卒す、子元久志布志より至り、父の遺志を繼ぎ、淸水を以て本城と爲す。

(東福寺城址)

鹿兒島東福寺城址は市街の北、多賀山の邊、靑木川の東なる丘陵に當るなるべし。地理纂考云、東福寺城は多賀山の北に連る、曆應年中、大隅の肝付八郎兼重及び一族中村彌正の弟等、南朝に屬して當城に據る、四年四月廿六日、島津貞久入道々鑑之を拔き、子氏久をして之を守らしむ、兼重等東福寺を去り谷山に據る、後氏久谷山を擊破し、肝付大隅に退去す。○南山巡狩錄に、正平九年九月、肥後の球磨郡に在る所の官軍、須田、多良木、以下と牒し合せて、武家の探題一色少輔太郎と合戰なす、此ひまをうかゞひ谷山の良顯直顯援をなし、鹿兒島郡東福寺の城及び大隅の下大隅城を攻んと擬したりければ、島津事の由を京師たつぐる、云々、又薩藩舊記、入來院文書に濱崎城あり、

澁谷九郎重興申軍忠事

於貞和三年五月廿九日夜、薩州鹿兒島院御敵等、忍取濱崎城之間、六月三日[illegible]越[illegible]寺、門[illegible]御方軍勢之族、同六日明[illegible]、[illegible]野濱[illegible]以下數千人、[illegible]東之間、[illegible]身命防戰、[illegible]打取、追返了、

(大龍寺城址)

濱崎とは、東福寺城の一名にあらずや。

鹿兒島大龍寺城は一に内城又は上之とも云ふ、鶴丸の東北、淸水の西南にあり、近年西鄕南洲の私學校を建てし地即是也　地理纂考云、天文五年、島津貴久は實久が專與を退治し、十九年を以て淸水城より内城に移る、家久の時鶴丸城に移り、内城址に一寺を立て、僧文之をして之に住持たらしむ、貴久の法名大中、義久の法名龍伯に因み、大龍寺と號せしめらる。按に天正の初、義久伊東氏を逐ひ、日向を略し大友氏を敗り、又肥前肥後に入り、龍造寺隆信を斃して之を殺し、筑前筑後を侵略し、十四年大友氏を逐ひ豐後を併す、明年豐臣氏大擧西下し、義久降を乞ふ、因て薩摩大隅二州及び日向の諸縣郡を與へ、其弟義弘を以て嗣となす、關原の役、義弘西軍に屬し、義久之を團して以て謝す、因て義弘の子家久封を領する故の加し、慶長七年、徙て鹿兒島に鶴丸城に治す、

照國神社　鶴山城址の南邊に在り、薩摩近代の英主齊彬公(私諡順聖公)を祭る。齊彬は治國視政永からずと雖、雄才大略、弘化安政の交にあたり、公武朝野の倚賴たり、戊午夏病に罹り暴に卒す、朝廷大に之を悼ませたまひ、文久三年、照國神の號を授けたまふ、元治元年[illegible]、明治二年、勅使右大臣藤實美下向、從一位を追贈せらる、尋いて別格官幣に班せしむ、本社の傍近に鶴嶺神社(島津家近代の祠廟)招魂社(戊辰の役の死者の祠)等あり。

送人使薩摩　　廣瀨淡窓

蜻蜓州盡海南涯、觀俗遙留使者車、長柜耕來煙作草、傾筐摘去雪爲茶、荊舒昔日周要服、許史今日漢外家、當館日濃鄕思破、臥聽蠻女弄琵琶、

薩洲漫遊歌　　賴山陽

鮫鱷氣蒸万家煙、對岸捲影歐城闕、京貨豐翔列肆竇、買船中雜琉球船、吾來津樓卸行李、九月葛衣嘗未已、豚肉竹筍旅飯腥、寄身側耳累譯碑、舉止使候認猺商、語言敵婚知京妓、蹤指自愕一書生、食時争出席争履、萬里誰與爲此行、逆境未可說不平、閑啓行篋抽書讀、堆新撑枕尺五明、

薩州兵兒謠　　　頼　山陽

衣至骭、袖至腕、腰間秋水鐵可斷、人觸斬人馬觸斬馬、十八結交健兒社、北客能來何以酬、彈丸硝藥是膳羞、客猶不屬饜、好以寶刀加渠頭、

蒋袗如雪不受塵、長袖緩帶學都人、怪來健兒語言好、一操南音官長嗔、蜂黃落、蝶粉褪、倡優巧、鐵劍鈍、以馬換妾髀生肉、眉斧解剖壯士腹、

氏族志云、惟宗氏、又作伊統、出自秦氏、清和帝時、右京人内教坊頭秦経寸善子、改賜伊統朝臣、陽成帝時、左京人秦公直宗賜姓惟宗朝臣、(三代實錄)直宗通法律、任明法博士、子孫世職、玄孫允亮、尤知名、一條帝時、奏請改姓令宗朝臣、(政事要畧、本朝文粹、江談抄、續往生傳)後冷泉帝時、有豐前守令宗朝臣業任、白河帝時有宇佐地頭惟宗高安、稱宗八太夫、同族吉高六太夫、(宇佐大鏡)惟宗氏族、後世分爲島津、原、宗、神保諸氏、(東鑑、太平記、應仁記、上野辛科神社神鏡銘)島津氏最著、系出日向守惟宗基言子廣言(作者部類)島津系譜曰、民部大輔廣言、宗掃部孝言之孫也、廣言在京師、與丹後内侍通、生忠久、(吉見系圖)按島津家傳、以忠久爲源頼朝庶子、然其說與東鑑、三長記、除目大成鈔、書紙背、故不取、近衛帝時、任播磨少掾、(除目大成鈔)後仕近衛家、爲其邑島津莊地頭、因氏焉、(島津文書島津系圖)忠久外祖母比企禪尼、嘗爲頼朝乳母、(吉見系圖)以故其興、忠久往歸焉、(島津文書)頼朝授之、日向大隅薩摩守護、任豐後守、(島津系圖)尋坐事罷守護、(東鑑)後復爲薩摩守護、(島津文書)忠久弟忠季、元久初爲若狹守、是爲若狹島津氏、其子忠經殉承久之難、(若狹守護職次第、諸家系圖)忠久生忠義、忠綱、忠綱周防守、爲越前島津氏祖、忠義大隅守、嘗私改氏藤原、(島津系圖島津文書)生忠繼、久經、久時、忠繼稱山田氏、久時阿蘇谷氏、其裔有給黎、町田、伊集院等氏、久經生忠宗、忠長、忠長稱伊作氏、忠宗稱惟宗下野守、生貞久、(島津系圖、續千載集)貞久中興初、應足利尊氏、攻北條英時有功、拗補日向大隅薩摩守護、(島津文書)及尊氏叛、貞久與其子師久、氏久等屬之、足利氏經畧九國者、其力居多、(島津文書、阿蘇文書、諸家系圖)師久嗣非違使、管領薩摩、氏久越前守、管領大隅、世稱之兩守護、氏久生元久、日向大隅守護、其子久豐、併管薩摩、(日向以下島津文書)子孫世爲西國宗族、其支屬有新納、樺山、北郷、末弘、石坂、河上等氏、(島津系圖)○南浦文集、歷代歌云、高祖忠久號得佛、始領三州曰島津、二世忠義稱道佛、此時上古其風淳、三世久經稱道忍、政亡禮部安我民、給黎町田其孫子、伊集院亦骨肉匀、忠宗道義雄長間、都鄙謂之爲歌人、其子貞久名道鑑、舍弟六人國爲隣、和泉孫子今殆盡、佐々新納共相親、樺山北郷今猶盛、其中石坂跡獨泯、道鑑有一號河上、子孫至今更詵々、氏久節操六代主、創建郎宗還未嘆、元久恐爲創福昌、一子爲僧號島巾、有弟久豐號義天、挑兵灯來尚備々、忠國大岳其諱畧、深閑古栽松筠、舍弟樵夫薩摩守、題橋豐州武威純、出羽伯耆亦叔季、有五兄弟德已均、忠國宗子稱天苽、不嗣父位畏天倫、大年登公天苽子、齊名一瓢德不貧、立久節山民具瞻、龍雲廟古猶薦蘋、忠昌閑室諱玄鉦、寺名興國近城闉、忠治蘭窓名津友、忠隆興揩不終晨、勝久本國國將滅、幾殺忠良自言論、欲寓貴久以家國、國亂其約皆不真、貴久老父問誰某、一瓢之子相日新、日新無由撤變僞、更揚義兵撫異論、從是三州諸家士、仰見貴久悉稱臣、辛未林鐘二十三、正是大中辭世辰、海潮修梵南林寺、香烟不斷日輪困、義久治國猶超古、是時六國臣伏臻、以歌鳴世是餘事、惟德被民々歸仁、令人景慕何至此、退介猶祝八千椿、(以下省畧)。

城山（シロヤマ）　鶴丸城址を云ふ、市街の西北なる山丘にして、中に一凹地あり、岩崎谷と呼ぶ、丁丑の歳、西郷隆盛三州の壯士を率ゐて肥後に出て、官軍に擊破せられ、日向の可愛嶽に據りしも、亦重圍せらる、乃麾下七百を以て奮闘、血路を開き故山に還り、岩崎谷に入る、尚據守二十餘日、九月廿四日を以て陷る、隆盛股肱の將士皆之に死す、後谷中の洞壁に隆盛の題詩を見る曰く、

百戰無功半歲間、首邱幸得返家山、笑儂向死如仙客、
盡日洞中棋響閑。

岩崎谷の洞穴は、何時の造成にや、灰岩に堀込み、高六尺 横九尺許のもの七八所、今に完存す。

征西戰記云、四月廿九日、別働第一旅團海路を取り鹿兒島に至る、乃上陸して城市を守備す、連に壘柵を起し、探偵を放ち賊情を伺ふ、居民動搖、逃遁するもの日夜、市街殆空虛と爲る、五月四日、第四旅團繼き至る、五日賊初めて來襲し、城山の哨線を犯す、七日又甲突川を渉り我を襲ふ、即之を中流に誘ひ擊ちて走らす、後賊軍の來襲なし、然れとも官軍七千、駐屯して之に居るのみ、未た出てゝ賊を擊つ能はず、當時參軍の言に曰く、官軍七千の兵を分ち、鹿兒島に入り、突然敵の本據を奪ふ、益賊をして後顧の憂を加へしめ、又民衆を撫納して大に謀る所あらんと期せる也、而も薩民の頑固なるや、獨り士族に止らず、農工商賈、婦女兒童の如きも、亦皆賊氣に浸淫せられ、文武の官吏を敵視するに至る、是に於てか七千の官軍は鹿兒島を防守して、賊兵の來襲に備ふるに勞し、其間一郡一郷を進畧するも、尙戍兵を配置して警備せざる可らず、形勢かくの如し、日薩隅三州百萬の民衆は、皆叛賊なりと思惟して可なり、云々、六月下旬、

別働第三旅團、肥後出水口より鹿兒島に至る、官軍稍振ふ、時に谷山以南の士民、嚮導して鹿兒島を伺ふ、廿四日、官兵谷山の賊兵を拒ぐ、又田毛の壘砦を破る、廿五日、官兵蒲生帖佐々々より吉野の山中に出て、賊と會戰、力闘之を攘ふ、既にして賊焔漸く熄み、西郷桐野等は日州の官軍に圍まる、八月十七日隆盛等圍を突き竄走す。官軍驚奔、追擊の路を求む、三十一日、脫走の賊、一隊忽然甲突川より鹿兒島に入る、已にして一隊は吉野村に至る、三好少將野津大佐出て、帶迫に在り、以て之に當る、賊轉して伊敷より鹿兒島に向ふ、中に一輿あり卽隆盛なりと云ふ、然れども官兵寡少、之を擊つ能はず、鹿兒島の城市火已に起る、(後日吉野帶迫の賊兵の供に曰く、本日の戰最苦む、隊長阿多國府堀等戰死數十名、彈藥の乏き毎人僅に二三發を餘すのみ、既にして邊見十郎太等鹿兒島に入り、官軍の彈藥を掠め之を運致し、努力當に支持するを得たりと)九月一日、賊將邊見十郎太が率ゐる先鋒隊の郡山より迂回するや、直に鹿兒島の背後に出、拔刀發銃一時に亂入し、四面に放火す、伊東少將川村率ゐ海兵と、新撰旅團二中隊を指揮して防禦す、海兵は善く戰ふも百名許に過ぎず、因て遂に米倉に入て死守し、幸にして火及はず、對戰三日に至る、是より先き、大山少將は吉村少佐の一大隊を率て、川村參軍と共に櫻島を發し、是日午前七時鹿兒島港に入る、午後三時より兵を谷山脇田に上らしめ、下荒田甕濱に至る、賊武橋に據て防ぐ、乃右翼兵を縱て下流を亂し、其側面を衝き、松原神社を圍む、午後に至り賊潰走し、遂に米倉の圍を解く、時に官軍各路の兵來會し、三十一中隊を數ふ、六日全く賊を城山に封鎖し、合圍成る、(四日の昧爽、賊百餘名、拔刀來襲す、我兵善く拒ぎ、賊將貴島清已下三十餘名を斃し、尋て增田宋太郎以下數名を擒にす)賊の將に鹿兒島に入らんとするや、隆盛の手筆を以て、餘燧砲合の機を四方に馳す、一時響應隨從頗多し、然れども其城山に籠壁するに至て此等皆潰散す、(一書云、九月一日賊の別軍蒲生より路を郡山街道に取り、夜半を以て鹿兒島に闖入し、火を四方に放ち、市民起て之に和す、官兵僅に縣廳前面の米倉に據て之を拒ぐ、賊兵四面より之を圍む、飛彈注ぐが如し、伊東少將仁禮大佐及び綿貫少警視、諸兵を指揮し殊死して戰ふ、海軍は之を見て、丁卯艦は多賀山に、春日艦は前之濱より砲擊し、龍驤艦は祇園洲に在て、橋上より小銃を發せり、然れども圍中の諸兵死傷頗多く、又輜重所在に備置せる者、皆賊に奪はる)廿三日、城山攻擊の部署成る、步工の諸兵十一中隊(一千三百)之に當る、廿四日午前四時、三發の號砲を以て進擊の期と爲す、第一第二別働第二旅團は城山東北隅突出の賊壘に、別働第一旅團熊本鎭臺は西面より城山中央隆盛院址に、第四旅團は北面より岩崎谷に、第三旅團新撰旅團は東南面より城山正面に向ふ、又砲一門を上野原に架し、以て聲援を爲す、暫にして東北隅突出の二大壘を連陷し、隆盛院址に上り、照國神社背後の壘に迫る、第四旅團兵は岩崎谷左邊の山腰より進み、其援隊は谷口を扼す、賊軍四面の壓迫に堪へずして、遂に谷口の一壘に萃る、第四旅團兵銃を突貫して、六十餘人を一擊の下に刺擊す、又云、廿四日曉、第四旅團兵は其備地に在り、潛匿して開戰の期を待つ、攻擊凡一時にして、山上の數壘を拔く、時に天漸明けんとして、烟霧四塞、既にして賊岩崎谷の道を下り走る、兩翼の隊之を包擊し、隆盛の屍(頭顱なきもの)を路上に得たり、此時敗兵岩谷口の一小壘に聚り抗戰す、是に於て兵を分ち壘上の澗址より銃槍を以て逼り、終に之を鏖殺す、賊兇盡く此に斃る、屍を檢して先桐野利秋を獲、又村田新八、桂久武、池上四郎、別府晉介、邊見十郎太等、皆北首を列ねたるを見たり、時に七時三十分ならず、而て未た隆盛の元を得ず、柴情狀憫す、降賊を訊問し、本日昧爽、隆盛銃創を腰部に受け歩する能はず、別府晉助之を刎ね、竊に一士人の門前に埋めしを知る、仍て之を搜索し午前九時其元を獲たり。

(岩崎谷)

淨光明寺 岩崎谷の東北に在り、時宗の遊行念佛道場にして、明治の初年、藩中佛寺廢毀の事ありしも、此寺幸に免れ、城山最期の時、南洲以下の墓所を此に相したるより、今に至るも士女の往拜する者、日夕絕えずと云ふ。

福昌寺址 城山の南麓に在り、近年廢絕す、開[illegible]國[illegible]等の地是なり。百圖考云、福昌寺は曹洞宗常法幢の一員、勅願の道場にして、三州の僧錄を司り、七堂の伽藍を備へ、島津家の菩提所なり、實に宗派の源を極め、法水の淵に灌へ、高く一山に就て寺を成し、遠く四近を引て道を啓けり、こゝに十二の景致あり、[illegible]山背高泉、其西山瀑布に洛類して曰く、

透石穿崖勢莫闌、和風和雨響潺湲、西來法派從斯出、
莫作尋常瀑布看、

西遊雜記云、福昌寺は石屋禪師の開基、國の大守代々の墓の地なり、寺領千石、數百年をふりし古跡と見ゆるなり、本堂の額には勅願所とばかりあり、祖師堂には智日堂といふ額をかけ、側に石屋禪師の碑石建て、山の岩間、龍の口より水を吐きいだせる細工、目を驚かしぬ、二王門の前に蓮池あり。○按するに石屋禪師は、薩州の人、通幻和尙に嗣法して、曹洞の眞燈を挑ぐ、應永の初年、島津元久の請に應し、玉龍山に相して伽藍を起す、卽福昌寺也、元久の嫡男又出家の志篤く、東國に遊び、足利學校に講習し、僧と爲り仲翁守邦と云ふ、應永三十一年、福昌の主席を繼ぎたり、されは崇佛の俗殊に厚く、上下禪密の宗風に靡き、僧中往々卓異の才俊を見たり、然るに明治の初め、端なく廢佛の風潮起り、大小の寺院は一

時に毀破せられたり、而も民心人情は朝夕にして改易すべきにあらず、之に乘し本願寺の僧徒新に來り速に布教を力めたるより、近時は鹿兒島に其別院を建て、衆民の歸依最廣し、而も從前の貴刹古院は一掃して空し、蓋宗教史上の一奇觀歟。

琉球館址（リウキウクワン） 鶴丸城の東四町許に在りしと云ふ、琉球王の行館にして、常時は紫巾丈夫（俗に云ふ親方）を頭として、數十人滯留せりとぞ、明治維新後數年にして廢止す。○西遊雜記云、琉球館には、彼島人百人許も渡り居て、產物を齎買し交易をすることにて、何れも田舍より京へ登りて諸藝を習ふやうに、琉球人は鹿兒島に渡りて學問し、諸藝を習ふ、いつれも丸まげにして笄をさし、衣は日本にいふ居士衣のごとし、薩州大隅の浦々に、ゆるしの廻船ありて、一ケ年に幾度渡海することなり。

桂樹院址（ケイジユ） 地理纂考云、鹿兒島城の東北四五町城谷に在り、文明中國主津忠昌、桂庵が儒學に達せるを聞き、桂樹院を建立して住持たらしむ、桂庵程朱の說を傳へて儒名世に鳴る、即安國寺月渚に傳ふ、月渚また南元寺一州に傳へ、一州大龍寺文之に傳へ、文之屋久島の如竹に傳へて天下に行はるゝといふ、桂庵諸所に轉住し、後に上伊敷村梅が渊に隱居す、其寺を東皈菴といへり、永正五年八十二歲にして卒る、其墓は即東皈菴の故址に在り、詩集一巻あり、島陰集と云ふ、（島陰とは鹿兒島の北の義なり）

島陰述懷

一二三山千萬峯、浮空積翠暮尤濃、島陰絕景僃讃畫、

浦々烟枯船入松、

桂庵禪師碑文云、桂庵字玄樹、號島陰、本貫防州山口縣人、應仁紀元、師中選、使明國、入見憲宗、宴賞ヽ渥、居凡七年、遊蘇杭間、親從碩儒、攻朱氏經學、文明五年、歸報使事、當是時、京師兵燹騷擾、不能講學、於是赴西州、是時東肥菊府、眞愛館崇儒學、師往而客之、既而薩摩國主厚聘請師、十年二月師遂來薩摩、明年命創一寺於鹿府、十三年、師刊行大學章句、云々。

都曇答臘（タンタタウ） 又翻々移々に作る。地理纂考云、鹿兒島の北淸水城の邊より、北西五町より十町許までの間の地名なり、一名を鼓川（ツヽミ）また轟（トドロキ）小路といふ、又此地より西半里許の所を催馬樂（サイバラ）といふ、古老相傳へて上古樂人の居住せし地なりといふ（其說本書并に名勝考にあれど長ければ畧す）

催馬樂（サイバラ） 鹿兒島の北坂元村山王神社の西十町許を云ふ、城址あり、鹿兒島郡司矢上左衞門五郎高純の據れる所にして、曆應年中、南朝に應じければ、島津貞久に攻められ、高純之に屈服す。

甲突川（カフツキ） 又江月に作る、郡山村花尾山に發し、東南流伊敷村を經て、鹿兒島市の南西を繞り海に入る、長凡六里、其海口を洲崎天保山と云ふ、大久保利通實に此水東（鍛冶町）に生る、故に甲東と稱したり。

西田（ニシダ） 鹿兒島の西、甲突川の畔なる一村なり、今市内に編入す、谷峯（タニミネ）城址あり。地理纂考云、谷峰「曆應四年四月、島津貞久東福寺城を拔き、敵尾頸小城を保つ、貞久また尾頸を拔く、敵走りて當城に據り、上山城（今の鶴丸城なり）を襲はむとす、貞久また之を敗る、觀應の頃、南方の敵此城に據りて上山城を襲ふ」と實記に見えたり、按するに南方の賊とは、圖田帳に阿多地頭佐女島四郎とあり、此者東鑑に「阿多平權頭忠景、蒙勅勘」云々とある忠景と同族にて、其後鮫島次郎入道蓮道と云者南朝に屬して、屢貞久に敵せしなるべし、○佐女島氏は、東鑑、石橋山合戰の時、鮫島四郎宗家とのせ、賴朝昵近の武士なり、生國は駿州か相州なり、阿多平氏と全く異なり。

（峰谷）

荒田（アラタ） 西田の東南、同じく甲突川の畔なる一村にて、今市内に編入せらる、八幡宮あり。地理纂考云、荒田八幡宮は往古鹿兒島の總社なりしとぞ、又建久圖田帳を按ずるに、大隅國正八幡宮御領、鹿兒島郡荒田莊、云々、東鑑に「元久元年、大隅正八幡宮寺訴、荒田莊地頭、山北六郎種頼」云々、そもく大隅正八幡宮は所謂鹿兒島神社にて、後に八幡大神を合祀せしより、八幡宮と社號を唱へ來れるなれば、當社も始は鹿兒島神社と稱して祭神は火々出見尊なりしにやありけむ。○按に荒田八幡は圖田帳に「鹿兒島郡正八幡宮領八十町、地頭掃部頭」と云ふにあたる、同書に又安樂寺領三十七町ともあれば、天滿宮も此郡内に在りしを徵すべし。

鹿兒島港（カゴシマ） 水路志云、櫻島と相對し、西二海里の處にあり、甲突川口の南角を砲臺角と曰ふ、該角及び其周邊より二鏈の間、淺灘東方に向ひ、距濱殆半海里擴延せり、辨天の砲臺沖波止場の北端に燈竿を設置す、錨地は城山より東微北に當り、極めて陸岸に接したる處に、十二尋乃至二十尋を佳とす、但小船は中央の波止場に接し、五尋乃至九尋の處に於て好錨地を得可し。○百國考云、抑鹿兒島城の海天に屹乎たるものを櫻島といふ、朝霞夕霧の蒸すところ、千態萬狀の奇を生ず、又一名を向之島と名つく、冷泉爲村卿歌に「月雪のみるめのみかはさくらしま浪の花さく夕べ明ほの」又ろの左右を回顧すれば、鍾秀降神の氣の瞻たるものは高千穗峰なり、鈞爪雄威の勢の壯なるものは高熊嶽なり、芙蓉芳艷の象美なるものは開聞嶽（カイモン）なり、云々。或書又云、無名抄に述べて「筑紫にありて、南のかた大隅薩摩のほど、いつれの國とかや、おほきなるみなと侍り、そこには四五月には、あけくれ浪たちてしつまることなし、四月（ウツキ）にたつをうなみといひ、五月（サツキ）にたつをさなみとなむ申侍る、云々」とあるは、此所なる事疑なし、彼山川の湊と佐多岬とにて南海を塞ぎたれば、每四五月の頃は南風强く吹入りて、朝夕大浪の

立つ事今も然り、又此所を過ぎて大隅薩摩の國には、然云ふべき處あることなし。

九月十三夜、鹿島陪月有作、　綿井　南溟

薩家羇竹徵容明、孤客倚樓悲後情、皓月南溟波不駭、秋高一百二都城、

文久三年七月、英吉利國軍艦七隻、鹿兒島港に駛入り、曩日生麥の事件、江戸政府と協議を經たり、御藩當に慰藉の償銀二萬磅を求むと、緊首して速に償揃を賠させよと云ふ、薩人之を憤る、たまたま大風雨、薩人小舟を艤ひ、英艦に上りて斬殺す、英艦之に應じ砲火を開く、我砲臺及び民屋甲胄に發る、而も敵艦亦多く損傷を被り、志を得ずして去る、後更に使臣を出して和與を為す。○安政中、西鄉吉之助(隆盛)藩主齊彬の內旨を含み、江戸京師の間に奔走し、大事に參與す、五年七月、齊彬卒去し、江戸幕府又井伊直弼執權として、頻に海內の志士を物色す、吉之助僧月照平野次郎等と京師を脫し、鹿兒島に至る、藩又月照を容れず、十一月十六日の夕、吉之助月照相携へて舟に上り、海に投して死す、次郎其屍を護り、岸に上りて之を治す、吉之助纔に甦る、月照遺書、絶命の詞を錄して云ふ、

くもりなき心の月のさつま潟沖の波間に今ぞ入りぬる

月照の墓は、今松原の南林寺址に在り、吉之助一年墓前に賦して曰く、

相約投淵無後先、豈圖波上再生緣、回頭十有餘年夢、空隔幽明哭墓前、

南林寺は近年廢し、寺中の島津貴久廟を松原神社と改稱す、此寺は元龜年中創始、貴久の菩提所にして、俗に大中寺とも云へり、即貴久の法諡とす、當寺領五百石、福昌に亞ぎたる禪苑なりき。

(松原)(南林寺址)

伊敷 今伊敷村と云ふ、鹿兒島市の北、甲突川中游の山村なり、古の伊爾色なるべし、伊爾色神社あり。

(伊爾色)

三代實錄に「貞觀二年、薩摩國伊爾色神授從五位下」と、名勝考に伊爾色とは、垂仁天皇の皇子に印色入彥命あり、池塘を造り農稼を勸めたまへり、此皇子の功を忘れず其祀を奉じて邑名とも爲れるならん、今も土俗に此社を年宮と云ふは、其故ならんと。今按するに、伊爾色は古の稻屋敷、又は稻屋代の義なり、常陸國稻敷を參考すべし、垂仁皇子の御名も此語より出でし者のみ、故に此地に年宮と云ふは、正に稻屋代たるの傍證とすべし。

鹿兒島兵營 今伊敷村に在り、島津公爵の玉里邸と相隣る、即熊本步兵第十一旅團の支屯にして、第四十五聯隊と云ふ。

鹿兒島神社 伊敷村甲突川の畔に在り、俗に宇治瀨明神と云ふ、應永調正の棟札には、宇津佐大明神と云ふ、三代實錄「貞觀二年、薩摩國從五位下鹿兒島神、授從五位上」、蓋大隅鹿兒島神宮の分祠にして、郡名は之に因る。神祇志料云、鹿兒島神は今澤弁田村に在り、(今下伊敷の宇慈弁田)毎年二月十月、十七日の夜、櫻島穗尾崎海濱を過ぐる時は、船艤て進む事を得ず、又此夜鰐魚氏瀨川に上るを以て、河水逆に流ると云傳ふ、蓋土人鰐魚を以て海神とする故也(鹿兒島縣神名牒)

(宇治瀨)

神食 伊敷村大字上伊敷即是なり、地理纂考云、下伊敷に伴兼行居館址あり、伴姓系圖を按するに「伴掾大監兼行、始居薩摩國鹿兒島神食村、至曾孫兼俊、爲大隅國肝屬郡辨濟使」とあり、此地方四町許にて、伴掾御館と號す、長元元年兼俊肝屬郡高山に移る、自後彌次郎兼純伴掾館に守護たり、(兼純は長谷場六郎久純二男にて伊敷を氏とす)いはゆる神食村は上伊敷村なり、されど兼行居城の跡は今下伊敷村なり、貞和二年二月の古記に甘子木村と書たるを見れば、當時定れる文字も境界も無きが故に、心任せに神食とも書けむ、(嘉曆二年閏九月、探題英時下知狀に、伊敷村名主四郎入道とあり)。

比志島 今伊敷村の大字なり、呼びて比知島と云ふ、鹿兒島の北三里とす。地理纂考云、滿家院比志島紀伊介重賢入道寂心、比志島城に居れり、其祖は信州の住人、上田三郎左衛門尉親重の子孫、頼重故ありて薩州に謫せられ、滿家院郡司某太郎永平の女を娶り、重賢外祖の遺跡を承けて、滿家院を領す。

郡山 今郡山村(日置郡)と云ひ、甲突川の水源なり、北は八重山土瀨戸嶺を以て、入來院と相界て、西は伊集院、東は吉田鄉、皆山嶽を以て限る。古は滿家院と稱したり、而て建久圖田帳「滿家院百三十町、地頭右衛門兵衛尉」と錄し、島津庄の寄郡たりき。郡山とは薩州の例に因れば、郡家の舊治所を云ふ、此なる郡山は即り疑ふべし、蓋滿家郡の治所歟。

(滿家)

花尾神社 今郡山村大字厚地に在り、近年まで伊作平等王院と云ふ眞言敎利ありしが廢止せらる。地理纂考云、花尾神社は、今源頼朝并に丹後局を祀る、建保六年、島津家祖惟宗忠久公の創建とぞ、內陣に寶物數枚あり、其一に「薩州滿家院、厚知山權現御正躰(中略)右志者奉爲、惟宗朝、日本大將軍家、御願成就、殊者爲當國守護所、惟宗忠久(中略)悉地成就(中略)建保六年大歲戊寅九月、永金敬白」とあり、永金は本社の僧にて、社傳永金を加へて祭神三座なりと云へるは誤れり、此は後世私に會せせるにて、固より祭神にあらざるは、此鏡の銘文を以て證とすべし、又丹後局も嘉祿三年に終りたれば、是も後の會祭歟、社殿最壯麗なり、一山杉の大樹にして、幾星霜を經しとも知るべからず、千巖萬壑回抱して、山水共に社殿を擁するに似たり、近世光久公の時、寬文九年に、拜殿幣殿、御供所、石の花表、隨神門、二王門等までも悉改造あり、丹楹刻桷美を盡す。○按に花尾山を熊野權現を勸請せしものゝ如し、近世に至り惟宗忠久は源頼朝の落胤なりと曰ひ做し、種々の附會起る、花尾を以て

(厚地)

頼朝の廟と爲すも、又近世の事なるへし、山中に今も熊野神を祭る所あり。

吉野（ヨシノ）（大磯）　今吉野村と云ふ、鹿兒島の東北にして、大字坂元、川上、岡野原等あり、其海岸を大礒（オホイソ）と云ひ、勝景の地なり、山谷の間は數里の草郊、牧畜の場圃とす。大礒の仙巖園、曹翔亭は萬治年中藩主久光公の建てし所にして、別館なり、天明年中藩主重豪公重修して、十六景の勝を撰び、清朝人の題詠を求めたることあり。征西戰記云、九月一日拂曉、可愛嶽脱走の賊、路を分ち鹿兒島に入る、三好少將吉田の途上に在り、之を聞き其部隊を回さんとするに、賊已に吉野街道に現る、因て急に進み吶喊して其中央を兩斷す、即賊の中軍なり、我兵壘戰利なし、夜半に至り兵を收め、道を右翼に轉し、三日朝重富に退く。

都萬（ツマ）郷　和名抄、鹿兒島郡都萬郷。○今詳ならず、同名日向國にもあり、津萬とよむべし。

在次（アラスキ）郷　和名抄、鹿兒島郡在次郷。（今詳ならず、在次の訓は他に比例を知らず、阿良須岐（アラスキ）とよむべき歟、假に臆説を以て傍訓すれど、是非を知らず。

安薩（アサト）郷　和名抄、鹿兒島郡安薩郷。（今詳ならず、阿佐登とよむべきにや、臆斷にまかせ傍注したり。

牛下（ウシカ）　今詳ならず、鹿兒島沿海の地と想はるれど、其所を知らず、興國年中の阿蘇文書に見ゆるとぞ。

當國合戰事、去月七日、凶徒陣鹿兒島郡新福寺外城、自御方燒拂候之處、散々合戰、凶徒多被疵候事、同九日同所牛下合戰之時、散々大刀打、宗凶徒六人打取候事、手負は不知其數。（中略）　七月十八日

惠良小次郎殿

さては今月上旬に、さつまよりこのへんに、人のことて候しかは、さつまにうしかきと申所に、御かたのりいて候なる、是はけうとのをり候みちを、ふさきたちとゝむへきさいちにて候なる、かいそくともにうちふささて候、御かたきにのり、をりふしこのせきふねつきて候なる程に、いよいよりをゐたるきけんにて候よし、あるかたより申たち候、（中略）六月十三日

ゐちの小二郎とのへ

志摩（シマ）郷　和名抄、大隅國囎唹郡志摩郷、國郡島字。○今櫻島是也、東西の二村に分る、本郷は元大隅國に屬せしが、中世郡界混亂して其所管を失ひ、向島と稱し、後大隅郡に屬せしむ。近年北大隅郡の稱を冒せしが、明治二十九年、其郡號を停止し、薩摩國鹿兒島郡に入る。

櫻島（サクラジマ）（向島）　今東櫻島、（瀬戸、湯（ユ）村、有（アリ）村、黒神等）西櫻島（藤野、横山、野尻等）の二村に分つ、近年は北大隅郡と稱したるこゝ數歲に及びしが、又鹿兒島郡に併せらる。鹿兒島灣の北側、鹿兒島市の東二海里なる山島なり、方二里餘、戸數二千二百。中央に御嶽あり、噴火山にして直立三千六百餘尺、北南の二峯に分れ、南嶽の嶺に白水（シロミヅ）池、北嶽の嶺に御鉢（ミハチ）池あり、其中に二中（フタナカ）池あり、村落は四周海岸に散在す。

地理纂考云、櫻島は一名向（ムカフ）島と云ふ、俗に此島は靈龜養老の比に湧出づと云ふは、其據を知らず、續日本紀、天平寶字八年十二月、西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之界、烟雲晦冥、云々とあるを誤れる事論なし、是は同紀に神造島とありて、今の濱之市の小島なり、さるを近世妄に櫻島を天平島、或は寶字峰などゝいへるは、笑ふに堪へたり、本朝文粹に櫻島忠信落書を載せ、古事談、宇治拾遺物語等に忠信此落書に依て、大隅守に任ぜられしと見え、拾遺集に大隅守櫻島の忠信とあり、又僧巣松亂道集曰「自向島一歌集以來、謂之櫻島」云々とあり、（巣松は大永年中の人なり）是に因れば櫻島は始よりの島名にはあらざるがごとく、拾芥抄姓尸錄部に櫻島あり、櫻島はもと地名に非ずして、忠信が姓氏なりしを、忠信大隅守に任ぜて、此島に居住せしに因り、島名となりしならむ、されど此事決めて云難し、又一説に櫻島の名は此島の五社（ゴシヤ）神社の祭神木花佐久夜姫の神名より出たりと云へり、ラとヤと通ひたればさもあらむか。○長門本平家物語云、昔に本朝に異國の凶徒襲來すべき由、其聞え有しに、勅使を遣て、大將一萬餘騎著べき湊を實見せしに、隅州に能湊あり、既に寄せんとする所に、一夜の中に田圃二千町許の島を築給ふ、彼島の影異國までうつりしかば、凶狄速に退散しぬ、故に彼島を向島と號す、是即八幡大菩薩の御力也。

櫻島嶽（サクラシマ）　土俗單に御嶽（ミタケ）と云ふ、登陟二里嶺に至る、神海の中心より峙立して、天半に聳て、往古より炎火ありて、時々煙上る、而も平時は絶頂より白雲を蒸發するが如くに、煙氣の登るを見る、譬へば青漆の盤上に、香爐を置くに似たり、山海の絶景、秀麗無雙と稱す。

地理纂考云、櫻島五社祠は赤水（今西村に屬す）に在り、開聞神等五神を祭る、文明年中此山炎上し、永正年中福昌寺信天和尚火を祈り、梵鐘を以て鉾を造り、南岳の頂上に樹つ、延享元年、國主綱貴命して更に銅鉾を造らしむ、福昌寺年代記に、「文明三年九月十二日、向島黒神村火燃、同七年七月十五日、向島野尻村火燃、同八年九月十二日、向島大に燃ゆ、五日前より地震、是に至り山頂燃崩れ、沙灰ふる事七日、十九日に及んで、赤の刻より天暗く夜の如く、島の西南に一島涌出、」是今の燃崎（モスサキ）沖小島の事にして、當時周廻二里許と云ふは、燃崎と小島の間、後日に至り沈みしならん、（今相距る八町許）寛永十九年三月七日の夕、向島火起る、安永八年に至り、又大炎上あり、島の東北に小島數多湧出す、（文明炎上の事は洞上聯燈錄、宗津天祐傳にも見ゆ）

文明十年戊戌八月歷七里濱（在福山郷）西南有一島

日向島、文明八年丙申秋、火起滎島、煙峯鎮也、[illegible]灰散也、青芝之地、忽變白沙堆、桑滄之難、不克蒔千頃、作是詩、　　釋　桂庵

烈火付燃一島來、桑田碧海絶依稀、去年潮底草深處、七里平原沙作堆、（島陰集）

燒島　　僧　愚惠

[illegible]岩火烈[illegible]巖條、[illegible]虎豈[illegible]然、黑質彩丹燃崎石、[illegible]知[illegible]氣未[illegible]、

橫山（ヨコヤマ）　今[illegible]村赤水の諸村を合併し、西櫻島村と云ふ、即鹿兒島の東岸に在り、岸を去る數百間に烏島（カラス）・神瀨（カミセ）の二岩礁あり、[illegible]沖小島と同く、文明年中の全出と傳稱せり。

燃崎（モスサキ）　今東櫻島村大字古里（フルサト）に屬す、本島西南の海濱にして、火山溶岩の堆積に成る、境を距る八町許に沖子島と呼ぶ一島あり、[illegible]年代記に據れば、文明七年の全出とす、本島西[illegible]を名くる數所あり、黑神の大燃崎は文明三年[illegible]、有村[illegible]の二所は、安永八年の溶岩とぞ。○[illegible]の傳に新[illegible]あり、[illegible]性、温百十三度、岩石の間より涌出し、滿潮の時は、海水其源池に混入するを以て、之に備ふる所あり、安永八年の變後に生ず。

有村温泉（アリムラ）　東櫻島村大字有村に在り、[illegible]泉二所、一は[illegible]云ひ、温百零二度、海岸の波際なる岩中に出づ、滿潮には[illegible]する[illegible]はず、一は[illegible]と云ひ、温百十三度、[illegible]はれど、[illegible]には浸水を免れず、更云、有村の温泉は安永八年の變後、一時涸渇して、又再[illegible]、有村の東[illegible]と字す、[illegible]年來の噴[illegible]、[illegible]幾千間、[illegible]云ふ、[illegible]を[illegible]するものと知るべし）

黑神温泉（クロカミ）　東櫻島村大字黑神に在り、二所共に[illegible]泉にして、温度は有村の湯に比すれば稍降下す、其源池の狀大略相似たり。

新島（シン）　本島の東北大字高免（カウメン）の海上なる岩嶼にして、安永八年の全出に係る、今草木發生し、水泉迸出す、此岩嶼の邊、海深凡八十尋とす。

地理纂考云、安永八年癸亥、櫻島岳大に火を發す、初め九月廿九日、[illegible]の上刻より方數十里地震甚し、翌朔日巳午の刻に至り、島中の井水悉く沸騰し、所々水迸り出づ、又海水紫色に變す、未刻に至りて山上南中（ナカ）より黑煙立登り、[illegible]火[illegible]、[illegible]白日[illegible]して暗夜の如し、火炎いよ〳〵[illegible]なるに隨ひ、其光天に映じ海上を照す、五日を經て炎火稍微なりといへども、其火[illegible]に止まず、或は三四時を隔て炎え、或は一夜を隔て[illegible]、かくて又東北五六里の海底より俄に[illegible]を湧出す、凡一月を經て[illegible]なり、於是櫻島の形狀[illegible]して當日の形に非す、新島（シンシマ）は[illegible]面村の前にあり、其島の發生の次第は、[illegible]の十月[illegible]、[illegible]上ありてより五日經て後、[illegible]消え失[illegible]れ、十四日一島湧出す、（向面村の地を距ること三町、南北五十七間南北五十間、高さ一間三尺）其翌年七月朔日水中に沒す、是を一番島といふ、同十五日又一島湧出す、（一番島を距ること卯の方一町十六間許、向面の地を距ること四町半許にあり、乃の狀[illegible]なり）是を二番島と云、俗に猪子島と稱す、己亥十月化生の故なり、同十一月六日夜又一島湧出す、（二番島を距ること巳方十五町、向面の地を距ること十町許にあり、其狀又[illegible]島なりし）是を三番島と云、同十二月九日夜又一島湧出す、（三番島を距ること午の方六町許、向面の地を距ること廿三町許にあり、其狀[illegible]島なりし）是を四番島と云、三四の[illegible]島は[illegible]の氣あり、因て俗に硫黃島と稱す、同九年庚子四月八日、二島相並び又湧出す、五月朔日に至て自ら合して一島となる、（四番島を距ること未申の方十四町余、向面の地を距ること十二町許にあり）是を五番島と云、今俗に安永島と稱す、同六月十一日又一島湧出す、（五番島を距ること丑寅の方十四町餘、向面の地を距ること十町許にあり）是を六番島と云、同九月二日又一島湧出す、（七番島の辰巳にあり）是を七番島と云、同十月十三日又一島湧出す、（七番島の辰巳の方にあり）是を八番島と云、後七八の兩島合して一島となれり、因て併稱して六番島と云ひ、俗に[illegible]島と名つく、初め火を發せしより一年の際、海底[illegible]の如き音ありて、[illegible]沸騰し砂を飛し泥を雨らし、或は石を漂し、出沒常なし、巨[illegible]崩れて[illegible]石を[illegible]し、[illegible]塞りて[illegible]に化し、其狀定ることなし、其一島湧出する時は[illegible]つまき上りて山の如く、其高さ[illegible]丈に至り、[illegible]れて海水大[illegible]に[illegible]、二番三番五番六番の五島、すべて新島と名づく、[illegible]中[illegible]六とにして、其周廻二十町高六丈とす。

我[illegible]いもゆる[illegible]にくらふれ[illegible]す、さくらじま山、
　　鹿兒島城によめる　　平野　國臣